大日本帝國議會誌

第十一巻

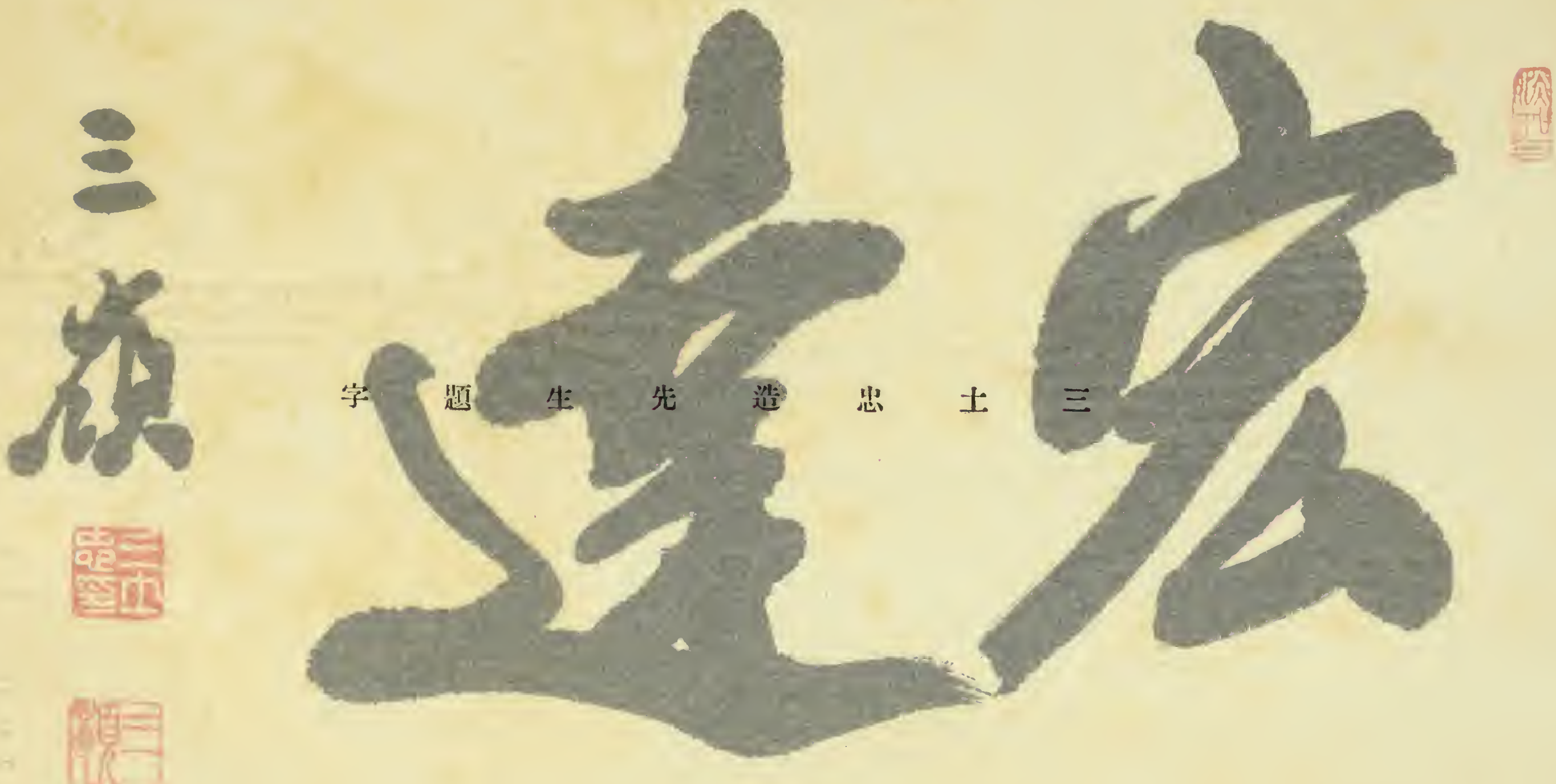

三士忠造先生題字

大日本帝國議會誌 第十一巻 目次

第四十帝國議會

第三十九議會を終へて第四十議會へ

第四十回帝國議會貴族院

第四十回帝國議會衆議院

第四十一帝國議會

第四十議會を終へて第四十一議會へ

第四十一回帝國議會貴族院

第四十一回帝國議會衆議院

第四十二帝國議會

第四十一議會を終へて第四十二議會へ

第四十二回帝國議會貴族院

第四十二回帝國議會衆議院

大日本帝國議會誌第十一卷目次終

大日本帝國議會誌 第十一巻 索引

第四十帝國議會

貴族院

・

アの部

サの部

キの部

ユの部

ミの部

シの部

ヒの部

セの部

衆議院

イの部

ロの部

ハの部

ニの部

ホの部

への部

トの部

チ の 部

リ の 部

ル の 部

ヲ、オ の 部

ワ の 部

カ の 部

ヨ　の　部

タ　の　部

ツ　の　部

ナ　の　部

ム　の　部

ノ　の　部

ク　の　部

ヤの部

マの部

ケの部

フの部

コの部

エの部

テの部

メの部

ミの部

シの部

モの部

セの部

スの部

第四十一帝國議會

貴族院

イの部

ニの部

ホの部

トの部

チの部

リの部

ヲ、オの部

ワの部

カの部

ヨの部

タの部

ソの部

ツの部

ネの部

ノの部

クの部

ケの部

フの部

コの部

テの部

アの部

サの部

キの部

ユの部

ミの部

シの部

セの部

スの部

衆議院

イの部

ロの部

ハの部

ニの部

ホ の 部

ヘ の 部

ト の 部

チ の 部

リの部

ヲ、オの部

ワの部

カの部

ヨの部

タの部

ソの部

ツの部

ネの部

ナの部

ラの部

ムの部

ウの部

ノの部

クの部

ヤの部

マの部

ケの部

フの部

コの部

エの部

テ の 部

ア の 部

サ の 部

キ の 部

ユ の 部

メの部

ミの部

シの部

ヒ　の　部

モ　の　部

セ　の　部

スの部

第四十二帝國議會

貴族院

ハの部

への部

トの部

チの部

リの部

カの部

ヨの部

タの部

レの部

ソの部

ノの部

クの部

ケの部

フの部

コの部

テの部

アの部

大日本帝國議會誌第十一卷索引 終

第四十帝國議會

第三十九議會を終へて第四十議會へ

日米條約の締結

日米兩國間には、明治四十一年十一月三十日支那問題に關して、駐米大使高平小五郎と米國國務卿ルートとの間に文書の交換があつた、然るに、その後日支兩國の關係は漸次密接となつて來た、一方米國に於ても亦支那に於て重大なる利害關係を有するに至つて、動もすれば外間の中傷を受けて、日米兩國間に誤解を生ぜんとする虞れがあつたから、我が邦に於ては大正六年六月、石井菊次郎を特派全權大使に任じて米國に派遣しロバート、ランシングと腹藏なく彼我の意見を交換したる結果、遂に十一月二日兩國の間に公文書の交換を見、十一月七日を以て其文書を公布した、之が所謂石井ランシング條約であつて、その大要は次の通である。

(一)太平洋方面に於ける兩國商業の自由平穩なる發達を奬勵すること。

(二)支那に於ける商工業は機會均等主義たること

(三)從つて前記方面に於ける各自の所領を尊重すること

(四)和平手段に依り支那の獨立及領土保全を支持すること

(五)前記の事項を侵迫する事件發生する時は、兩國政府は其の有益と認むる措置に關して、協商を遂げんが爲め、互に意見を交換すること。

内外の國事多端

第三十九議會閉會頃から、第四十議會へかけて、内外の國事は、かなり多端であつた、外には前述の日米條約の外露國大革命の勃發、地中海軍艦派遣、對支借款問題等あり、内には世界戰局に依る物價の狂騰と、之に從ふ奸商の頻出が之であつて、政府は九月一日暴利取締令を公布して、奸商を戒飭し、物價の昂騰を緩和せんとしたが、その目的を達せず、生活は愈々不安に陷り人心は洶々たるものがあつた

新政會と淸和倶樂部

大正六年十月十五日、維新會の四十二名と、無所屬中の十二名とが合して新政會を組織して、五十四名と云ふかなりの勢力を擁し木下謙次郎、肥田景之秋田淸、坂本金彌等の策士連中が牛耳を取つたが間もなく内訌を生じて脫退者續出した、その重なるものは、越山太刀三郎、若尾璋八、河崎助太郎、尾崎敬義等の實業家であつて、七年二月十五日新に淸和倶樂部なるものを組織し黨員二十八名を算した。

各政黨の態度

第四十議會に於ける各政黨の政府に對する態度は次の通である。

政友會	百六十四人	中立
國民黨	三十六人	中立
新政會	二十六人	中立
淸和倶樂部	二十八人	中立
憲政會	百十八人	反對

憲政會以外の各政黨は、表面上嚴正中立を宣言して、是々非々主義を標榜したのであつたけれども、その多くは、重要議案と言へば、政府の提案に贊意を表して、憲政會と反對の立場に立つたのであつた

第四十議會開院式勅語

（大正六年十二月二十七日）

第四十議會は大正六年十二月二十五日を以て召集せられ、越えて二十七日開院の式を行はせられて左の勅語を賜つた。

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加フ朕深ク欣フ

朕ハ歐洲戰況ノ益々重大ナルニ鑑ミ努メテ聯合列强トノ協調ヲ鞏ウシ同盟履信ノ實ヲ擧ケ以ツテ東洋ノ和平ヲ保全シ終局ノ目的ヲ達セムコトヲ期ス

朕ハ此ノ時ニ當リ國務大臣ニ命シテ國防ノ充實其ノ他國運ノ伸張ニ必要ナル諸般ノ計畫ヲ定メシメ大正七年度豫算案及法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム卿等和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭シ朕カ望ム所ニ副ヘヨ

勅語ニ對スル奉答（貴族院）

（大正六年十二月二十八日）

貴族院議長臣德川家達誠恐誠惶謹テ

叡聖文武天皇陛下ニ上奏ス

第四十回帝國議會ノ開會ニ際シ茲ニ盛典ヲ擧ケ

優渥ナル

勅語ヲ賜フ臣等謹テ

叡旨ヲ奉體シ愼重審議協贊ノ任ヲ竭シ以テ

皇猷ヲ贊襄セムコトヲ期ス臣家達恐懼ニ堪ヘス

謹テ奉答ス

勅語ニ對スル奉答（衆議院）

（大正六年十二月二十八日）

恭ク惟ニ

車駕親臨シテ茲ニ第四十回帝國議會ノ盛式ヲ擧ケ

優渥ナル　聖詔ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ勝ヘス臣等愼重審議協贊ノ任ヲ竭シ上

陛下ノ　聖旨ニ對ヘ下國民ノ委託ニ酬ムコトヲ期ス衆議院議長臣大岡育造誠恐誠惶謹テ奏ス

第四十議會國務大臣

内閣總理大臣　伯爵　寺内正毅

外務大臣　子爵　本野一郎

農商務大臣　仲小路廉

内務大臣　男爵　後藤新平

司法大臣　松室致

大藏大臣　勝田主計

海軍大臣　加藤友三郎

文部大臣　岡田良平

陸軍大臣　大島健一

遞信大臣　田健治郎

第四十議會政府委員

政府委員

法制局長官　有松英義

法制局參事官　馬場鍈一

法制局參事官法學博士　山田三良

拓殖局長官　白仁武

鐵道院總裁男爵　後藤新平

鐵道院副總裁　中村是公

鐵道院理事　森本邦治郎

鐵道院理事　中西淸一

朝鮮總督府政務總監　山縣伊三郎

朝鮮總督府度支部長官　鈴木穆

朝鮮總督府事務官　河内山樂三

朝鮮總督府參事官　大塚常三郎

臺灣總督府民政長官　下村宏

臺灣總督府財務局長　末松偕一郎

關東都督府民政長官　宮尾舜治

關東都督府事務官　蠟山長治郎

樺太廳長官　昌谷彰

外務省所管

外務次官　幣原喜重郎

外務省通商局長　中村巍

外務省政務局長　小幡酉吉

總領事　藤田敏郎

内務省所管

内務次官法學博士　水野錬太郎

内務省神社局長　塚本淸治

内務省地方局長　添田敬一郎

内務省警保局長　永田秀次郎

内務省土木局長　小橋一太

内務省衞生局長　杉山四五郎

内務省參事官 山縣治郎
北海道廳長官 俵孫一

大藏省所管

大藏次官 市來乙彦
大藏省主計局長 西野元
大藏省主税局長 松本重威
大藏省理財局長 神野勝之助
大藏省銀行局長 森俊六郎
大藏省參事官 黑田英雄
大藏書記官 勝正憲
大藏書記官 吉川良矩
大藏書記官 河田烈
大藏書記官 關場偵次
專賣局長官 嘉納德三郎

陸軍省所管

陸軍次官 山田隆一
陸軍主計總監 隈德三
陸軍中將 淺川敏靖
陸軍一等主計正 鶴淵仙助

海軍省所管

海軍次官 栃内曾次郎
海軍主計總監 志佐勝
海軍主計大監 久野工

司法省所管

司法次官法學博士 鈴木喜三郎
司法省法務局長法學博士 豐島直通
司法省監獄局長 谷田三郎
司法省參事官 山内確三郎
司法書記官 近藤三郎

文部省所管

文部次官 田所美治
文部省專門學務局長 松浦鎭次郎
文部省普通學務局長 赤司鷹一郎
文部省宗教局長 柴田駒三郎
文部書記官 山崎達之輔

農商務省所管

農商務次官 上山滿之進
農商務省農務局長 道家齊
農商務省商工局長 岡實
農商務省山林局長 岡本英太郎
農商務省鑛山局長 崎川才四郎
農商務省水産局長 鶴見左吉雄
農商務書記官 鈴木英雄
製鐵所長官 押川則吉
製鐵所理事 吉川雄輔
特許局長 村上隆吉
戰時保險局長 片山義勝

遞信省所管

遞信次官 内田嘉吉
遞信省通信局長 中川健藏
遞信省電氣局長 肥後八次
遞信省管船局長 若宮貞夫
爲替貯金局長 天岡直嘉
遞信書記官 中西四郎

貴族院議員の異動

自第卅九議會閉會式翌日(大正六年七月十六日)
至第四十議會閉會式當日(大正七年三月二十七日)

◎退任議員

	議員氏名	異動年月日	異動事由
侯	木戸孝正	六年八月十日	死亡
男	中村雄次郎	〃 八月十七日	辭任
男	奥田義人	〃 八月廿一日	死亡
	一木喜德郎	〃 八月三十日	辭任
男	赤松則良	〃 九月十三日	〃
子	仙石政固	〃 十月廿五日	死亡
	久保田讓	〃 十一月十七日	辭任
	西宗元次郎	七年一月一日	死亡
男	千家尊福	〃 一月三日	〃
男	宮原二郎	〃 一月十五日	〃
	宗像政	〃 二月七日	〃
侯	蜂須賀茂昭	〃 二月十一日	〃
	押川則吉	〃 二月十八日	〃
	高木豐三	〃 三月十五日	〃

◎就任議員

	議員氏名	異動年月日	異動事由
侯	木戸幸一	六年八月三十日	新任
	斯波忠三郎	〃 十一月十七日	補缺當選
	博義王	〃 十二月	新任
男	高平小五郎	〃 十二月廿六日	〃
	北里柴三郎	〃 〃	〃
	大久保利武	〃 〃	〃
	宗像政	〃 〃	〃
	和田維四郎	〃 〃	〃
子	五條爲功	七年一月十二日	補缺當選
	武彦王	〃 二月十三日	新任
子	田尻稻次郎	〃 二月廿七日	〃
男	辻六郎	〃 三月十六日	補缺當選
	西紳六郎	〃 〃	〃
侯	蜂須賀正昭	〃 三月二十日	新任

衆議院議員の異動

自第卅九議會閉會式翌日(大正六年七月十六日)
至第四十議會閉會式當日(大正七年三月二十七日)

◎退任議員

議員氏名	府縣	異動年月日	異動事由
齋藤二郎	宮城	六年七月廿二日	死亡
戸叶薫雄	栃木	〃 九月廿六日	〃
石黒涵一郎	岡山	〃 十月三日	〃
金子元三郎	北海道	〃 十月十三日	選擧法違反
森丘覺平	富山	〃 十月十九日	當選無効
高木利平	埼玉	〃 十月廿四日	辭職
白井新太郎	福島	〃 十一月十日	當選無効
鵜澤總明	千葉	〃 十二月八日	當選取消
吉植庄一郎	〃	〃 〃	〃
木村政次郎	〃	〃 〃	〃
關和知	〃	〃 〃	〃
津田毅一	〃	〃 〃	〃
鵜澤宇八	〃	〃 〃	〃
柏原文太郎	〃	〃 〃	〃
磯野敬	〃	〃 〃	〃
加瀬禧逸	〃	〃 〃	〃
土屋清三郎	〃	〃 〃	〃
石本鏆太郎	高知	七年二月七日	當選無効
吉村鐵之助	滋賀	〃 二月廿二日	〃
永田吉右衛門	岐阜	〃 二月廿六日	死亡
板東勘五郎	徳島	〃 三月廿三日	〃

◎就任議員

議員氏名	府縣	異動年月日	異動事由
村松龜一郎	宮城	六年八月六日	補缺當選
秋山金也	栃木	〃 十月十日	〃
赤木龜一	岡山	〃 十月十八日	〃
寺田省歸	北海道	〃 十月廿八日	〃
石原正太郎	富山	〃 十一月一日	〃
綾部惣兵衛	埼玉	〃 十一月八日	〃
柴四朗	福島	〃 十二月五日	〃
鵜澤總明	千葉	〃 十二月廿一日	〃
吉植庄一郎	〃	〃 〃	〃
木村政次郎	〃	〃 〃	〃
關和知	〃	〃 〃	〃
柏原文太郎	〃	〃 〃	〃
鵜澤宇八	〃	〃 〃	〃
磯野敬	〃	〃 〃	〃
鈴木久次郎	〃	〃 〃	〃
土屋清三郎	〃	〃 〃	〃
津田毅一	〃	〃 〃	〃
岡田榮	高知	七年二月十二日	〃
西川太治郎	滋賀	〃 二月廿八日	〃
武藤嘉門	岐阜	〃 三月六日	〃

第四十回帝國議會貴族院

○大正六年十二月二十八日（金曜日）

午前十時五分開議

議事日程　第一號

第一　全院委員長の選擧

第二　常任委員の選擧

○議長（公爵德川家達君）　一昨二十六日本院議員に勅選せられました男爵高平小五郎君の席次は山脇玄君の次席、北里柴三郎君の席次は杉溪男爵の次席、大久保利武君の席次は古市君の次席、宗像政君の席次は名和男爵の次席、和田維四郎君の席次は高木豊三君の次席と確定いたしました、其部屬は抽籤の手續を省略いたしまして、順次闕員ある部に編入いたして御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、高平男爵を第五部に北里柴三郎君を第六部に、大久保利武君を第七部に、宗像政君を第八部に、和田維四郎君を第九部に編入いたします、是より諸般の報告を致させます筈でございますが、官報に掲げますから此議場では省略いたして御異存ございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため玆に收錄す〕

第三十九回議會閉會後に於ける事項報告

正二位勳二等侯爵　木戸孝正君

去る八月十日薨去せらる依て十一日弔辭を贈れり

正三位勳一等功四級男爵　中村雄次郎君

去る八月十七日願に依り貴族院議員を免せらる

從二位勳一等法學博士男爵　奧田義人君

去る八月二十一日薨去せらる依て二十五日弔辭を贈れり

正五位侯爵　木戸幸一君

去る八月三十日貴族院令第三條に依り議席に列せらる

從三位勳一等法學博士　一木喜德郎君

同日願に依り貴族院議員を免せらる

從二位勳一等男爵　赤松則良君

去る九月十三日貴族院議員の辭職御允裁あらせらる

從二位勳三等子爵　仙石政固君

去る十月二十五日薨去せらる依て二十七日弔辭を贈れり

正三位勳一等男爵　久保田讓君

去る十一月十七日願に依り貴族院議員を免せらる

正四位勳三等男爵　斯波忠三郎君

同日男爵議員補闕選擧に當選せらる

去る四日正二位勳一等公爵德川家達君議長任期滿了五日更に貴族院令第十一條に依り貴族院議長に任せらる

博義王殿下

本月貴族院令第二條に依り議席に列せらる

去る二十五日本院成立の旨政府及衆議院に通知せり

同日衆議院より同院成立の旨通牒を受領せり

同日內閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられたる旨の通牒を受領せり

政府委員

法制局長官	有松英義君
法制局參事官	馬場鍈一君
拓殖局長官	白仁武君
鐵道院總裁男爵	後藤新平君
鐵道院副總裁	中村是公君
鐵道院理事	森本邦治郎君
鐵道院理事	中西清一君
朝鮮總督府政務總監	山縣伊三郎君
朝鮮總督府度支部長官	鈴木穆君
朝鮮總督府事務官	河内山樂三君
朝鮮總督府參事官	大塚常三郎君
臺灣總督府民政長官	下村宏君
臺灣總督府財務局長	末松偕一郎君
關東都督府民政長官	宮尾舜治君
關東都督府事務官	蠟山長治郎君
樺太廳長官	昌谷彰君

外務省所管事務政府委員

外務次官	幣原喜重郎君
外務省通商局長	中村巍君
外務省政務局長	小幡酉吉君
總領事	藤田敏郎君

內務省所管事務政府委員

內務次官法學博士	水野錬太郎君
內務省神社局長	塚本清治君
內務省地方局長	添田敬一郎君
內務省警保局長	永田秀次郎君
內務省土木局長	小橋一太君
內務省衞生局長	杉山四五郎君
內務省參事官	山縣治郎君
北海道廳長官	俵孫一君

大藏省所管事務政府委員

大藏次官	市來乙彥君
大藏省主計局長	西野元君
大藏省主稅局長	松本重威君
大藏省理財局長	神野勝之助君
大藏省銀行局長	森俊六郎君
大藏書記官	勝正憲君
大藏書記官	吉川良矩君
大藏書記官	河田烈君
大藏書記官	關場偵次君
專賣局長官	嘉納德三郎君

陸軍省所管事務政府委員

陸軍次官	山田隆一君
陸軍主計總監	隈德三君
陸軍中將	淺川敏靖君
陸軍一等主計正	鶴淵仙助君

海軍省所管事務政府委員

海軍次官	栃內曾次郎君
海軍主計總監	志佐勝君
海軍主計大監	久野工君

司法省所管事務政府委員

司法次官法學博士	鈴木喜三郎君
司法省法務局長法學博士	豐島直通君
司法省監獄局長	谷田三郎君
司法省參事官	山內確三郎君
司法書記官	近藤三郎君

文部省所管事務政府委員

文部次官	田所美治君
文部省專門學務局長	松浦鎭次郎君
文部省普通學務局長	赤司鷹一郎君
文部省宗敎局長	柴田駒三郎君
文部書記官	山崎達之輔君

農商務省所管事務政府委員

農商務次官	上山滿之進君
農商務省農務局長	道家齊君
農商務省商工局長	岡實君
農商務省山林局長	岡本英太郎君
農商務省鑛山局長	崎川才四郎君
農商務省水產局長	鶴見左吉雄君
農商務書記官	鈴木英雄君
製鐵所長官	押川則吉君
製鐵所理事	吉川雄輔君
特許局長	村上隆吉君
戰時保險局長	片山義勝君

遞信省所管事務政府委員

遞信次官	內田嘉吉君
遞信省通信局長	中川健藏君
遞信省電氣局長	肥後八次君
遞信省管船局長	若宮貞夫君
爲替貯金局長	天岡直嘉君
遞信書記官	中西四郎君

從二位勳一等男爵　高平小五郎君

正三位勳二等醫學博士　北里柴三郎君

從三位勳二等　大久保利武君

從三位勳二等　宗像政君

從四位勳四等　和田維四郎君

一昨二十六日貴族院令第一條四項に依り貴族院議員に任せらる

○議長（公爵德川家達君）　是より本日の會議を開きます、昨二十七日開院式臨御の節賜はりましたる優渥なる勅語に對する奉答書案の會議を開きます。

貴族院議長臣德川家達誠恐誠惶謹テ

叡聖文武天皇陛下ニ上奏ス

第四十回帝國議會ノ開會ニ際シ玆ニ盛典ヲ擧ケ優渥ナル

勅語ヲ賜フ臣等謹テ

叡旨ヲ奉體シ愼重審議協贊ノ任ヲ竭シ以テ

皇猷ヲ贊襄セムコトヲ期ス臣家達恐懼ノ至ニ堪ヘス謹テ奉答ス

○議長（公爵德川家達君）　此奉答書案に同意の諸君の起立を請ひます。

〔總員起立〕

○議長（公爵德川家達君）　全會一致と認めます。

○議長（公爵德川家達君）　是より本日の議事日程に

移ります、第一全院委員長の選擧、御注意を申上げます、本院議員中に同爵にして姓を同うする者が多くございますから、選擧の用紙には必ず姓名を御記しに相成ることを望みます、議長は勅語奉答書捧呈の爲に參內を致しますから、副議長に此席へ御出でを願ひます。

〔副議長侯爵黒田長成君議長席に著く〕

○副議長（侯爵黒田長成君）　是より書記官をして諸君の御席に就いて投票を集めさせます。

〔書記官投票を取集む〕

○副議長（侯爵黒田長成君）　投票漏れはございませぬか……投票漏れはないと認めます、投票の讀上げは省略して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（侯爵黒田長成君）　御異議ないと認めます是より書記官をして計算を致させます。

〔書記官投票を計算す〕

○副議長（侯爵黒田長成君）　投票の結果を御報告に及びます、投票總數百九十九、得票數侯爵德川賴倫君百九十八、公爵德川慶久君一、依つて侯爵德川賴倫君が全院委員長に當選せられました。

○副議長（侯爵黒田長成君）　議事日程第二、常任委員の選擧、是は御異議がございませぬければ直ちに各部に於て選擧を行はれむことを望みます、休憩を致します。

午前十時二十九分休憩

午前十一時二十一分開會

○議長（公爵德川家達君）　今朝全會一致を以て可決せられました勅語奉答書を携へまして議長は參內を致しまして、鳳凰の間に於て拜謁を仰付けられ、御前に於て奉答書を朗讀の上捧呈いたしました、其節更に優渥なる勅語を賜はりました、是より捧讀を致します。

總員起立

朕貴族院ノ深厚ナル敬禮ヲ嘉ス

〔一同敬禮〕

○議長（公爵德川家達君）　是より各部に於て當選せられました常任委員の氏名を御報告に及びます、書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

第一部

資格審査員

山脇玄君

豫算委員

男爵小澤武雄君　男爵村上敬次郎君
岡喜七郎君　荒井賢太郎君
石井省一郎君　田中源太郎君
荒井泰治君

懲罰委員

江木翼君

請願委員

侯爵細川護立君　子爵新庄直知君
江原素六君

決算委員

男爵小畑大太郎君　男爵船越光之丞君
伯爵奥平昌恭君　石橋謹二君
安立綱之君

第二部

資格審査委員

鮫島武之助君

豫算委員

伯爵松浦厚君　子爵伊東祐弘君
高崎親章君　荒川義太郎君
男爵阪谷芳郎君　男爵山内長人君
木本源吉君

懲罰委員

伊澤多喜男君

請願委員

子爵今城定政君　子爵米津政賢君
鈴木摠兵衞君　廣瀬滿正君

決算委員

男爵伊丹春雄君　男爵安藤直雄君
瀧川辨三君　松尾廣吉君

第三部

資格審査委員

男爵藤井包總君

豫算委員

男爵若王子文健君　男爵坪井九八郎君
加太邦憲君　福永吉之助君
高橋作衞君　湯淺倉平君
安田善三郎君

懲罰委員

男爵關義臣君

請願委員

子爵立花種忠君　男爵島津久賢君
海江田準一郎君　鈴木周三郎君

決算委員

子爵西大路吉光君　男爵宇佐川一正君
男爵長松篤棐君　男爵楠本正敏君

第四部

資格審査委員

平山成信君

豫算委員

伯爵柳原義光君　淺田德則君
江木千之君　小松謙次郎君
男爵南岩倉具威君　男爵宮原二郎君
橋本圭三郎君

懲罰委員

磯部四郎君

請願委員

子爵五辻治仲君　子爵藪篤麿君
男爵黒田長和君　佐々田懋君

決算委員

子爵伊集院兼知君　男爵北島齊孝君
堀内牛三郎君　大矢馬太郎君

第五部

資格審査委員

伯爵川村鐵太郎君

豫算委員

伯爵寺島誠一郎君　子爵樋口誠康君
子爵三島彌太郎君　男爵高木兼寛君
河村讓三郎君　石黒五十二君
木村誓太郎君

懲罰委員

高崎三重郎君

請願委員

子爵本多實方君　子爵京極高義君
江原芳平君　井芹康也君

決算委員

子爵池田政時君　男爵村木雅美君
男爵山内豐政君　依田仙右衞門君

第六部

資格審査委員

富井政章君

豫算委員

子爵稻垣太祥君　子爵青木信光君
子爵牧野忠篤君　子爵井上匡四郎君
男爵郷誠之助君　谷森眞男君
藤田四郎君

懲罰委員

子爵堀河護麿君

請願委員

子爵東坊城德長君　子爵本多忠鋒君
星島謹一郎君　網藏平輔君

決算委員

子爵片桐貞央君　男爵伊東義五郎君
平山浪三郎君　美馬儀一郎君

第七部

資格審査委員

日高榮三郎君

豫算委員

子爵酒井忠亮君　子爵水野直君
子爵大河内正敏君　男爵北大路實信君
男爵安場末喜君　石渡敏一君
阪本釤之助君

懲罰委員

伯爵林博太郎君

請願委員

子爵豐岡圭資君　男爵阪井重季君
男爵眞田幸世君　男爵佐竹義準君

決算委員

男爵藤堂高成君　男爵東郷安君
森田庄兵衞君　福島文右衞門君

第八部

資格審査委員

服部一三君

豫算委員

子爵松平直平君　子爵前田利定君
子爵榎本武憲君　子爵八條隆正君
男爵中川興長君　男爵武井守正君
桑田熊藏君

懲罰委員

子爵唐橋在正君

請願委員

子爵板倉勝憲君　小野田元凞君
男爵内田正敏君　田島竹之助君

決算委員

子爵小笠原勁一君　男爵外松孫太郎君
安樂兼道君　堀正一君

第九部

資格審査委員
　男爵青山元君

豫算委員
　子爵大宮以季君　男爵千秋季隆君
　仁尾惟茂君　若槻禮次郎君
　佐藤友右衛門君　尾崎伊三郎君
　橋本辰二郎君

懲罰委員
　男爵肝付兼行君

請願委員
　伯爵島津忠麿君　三宅秀君
　豐川良平君　上松泰造君

決算委員
　公爵德川慶久君　子爵野村益三君
　男爵新田忠純君　男爵藤大路親春君

○議長（公爵德川家達君）　是より休憩前に引續きまして會議を開きます、本年の議事は本日を以て終りと致しまして、明年一月二十日まで休會をして御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、本日は是で散會。

午前十一時二十九分散會

○大正七年一月二十二日（火曜日）

午前十時五分開議

議事日程　第二號

第一　公爵毛利元昭君、公爵島津忠重君、公爵大山柏君、侯爵中山孝麿君、侯爵小松輝久君、侯爵菊亭公長君、男爵原口兼濟君男爵勝田四方藏君、小野光景君請暇の件

第二　共通法案（政府提出）　第一讀會

第三　右議案の審査を付託すへき特別委員の選擧

第四　徵兵令中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第五　右議案の審査を付託すへき特別委員の選擧

○議長（公爵德川家達君）　去る十二日本院議員に當選せられました子爵五條爲功君の席次は子爵井上匡四郎君の次席と確定いたしました、其部屬を第一部に定めました、豫算委員宮原男爵薨去に付第四部に於て其補闕選擧を行はれむことを望みます、是より諸般の報告を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

大正六年十二月二十八日本院は翌二十九日より大正七年一月二十日まで休會することに定めたる旨を政府及衆議院に通知せり

同日衆議院より同院は翌二十九日より大正七年一月二十日まて休會する旨の通牒を受領せり

去る一日死去せらる依て三日弔辭を贈れり
　勳七等　西宗元次郎君

去る三日薨去せらる依て四日弔辭を贈れり
　正二位勳一等男爵　千家尊福君

去る十二日子爵議員補闕選擧に當選せらる
　正四位子爵　五條爲功君

去る十五日薨去せらる依て十七日弔辭を贈れり
　從三位勳二等功三級工學博士男爵　宮原二郎君

去る十八日内閣總理大臣より左の通政府委員仰付られたる旨の通牒を受領せり

政府委員
　法制局參事官法學博士　山田三良君
　大藏省所管事務政府委員
　大藏省參事官　黑田英雄君

去る十九日政府より左の法律案を提出せり
　共通法案
　徵兵令中改正法律案

○議長（公爵德川家達君）　是より本日の會議を開きます、内閣總理大臣寺内伯爵。

〔國務大臣伯爵寺内正毅君演壇に登る〕

○國務大臣（伯爵寺内正毅君）　諸君、茲に第四十回帝國議會の開かるゝに方りまして諸君と相見えまして政府の所見を述ぶることを得ますするのは本大臣の最も光榮とする所でございます、今や歐洲の戰局は局面益々擴大して遂に全世界の大動亂となりました政府は夙に時局の重大なるを思ひまして、外に對しましては專ら東洋の平和を保全することに努めますると同時に、聯合與國との協調を堅實に致し、共同作戰の必要なる行動を執りつゝあるのであります、今後も亦力の及ぶ限りは此方針を以て聯合國に對する信義を完くせむことを期する次第であります、又内に對しましては國防の充實を圖りまして國家自衛の基礎を鞏うし、教育を振興し、產業を奬勵し、交通を便利に致しまして、專ら國力の增進を期する考で居ります、我が帝國と同盟國たる英國其の他聯合與國との結合は、戰局の進展するに伴ひまして益々鞏固を加へました、最近に於きまして我が皇室と英國帝室との間に元帥の稱號の御交換のありたる一事は、兩國間の盟約愈々鞏固なるを證する新らしき象徵でありまして、諸君と共に慶賀に勝へざる次第でございます、又客歲帝國が使節を米國に簡派いたしましたことは、日本米國兩國民相互の了解に著大なる効果がありました、殊に此機會に於て日支問題に關しまして兩國間に公正なる協商の成立いたしましたのは、將來極東の安寧を念とする者の均しく認識する所であると信じます、又客歲帝國財政經濟委員を同國に派遣いたしましたことは、兩國の經濟聯絡に付きまして相當の効果を齎すことゝ思考いたします、昨年の十二月聯合國會議の巴里に開催せらるゝに當りましては、政府は特に委員を參列いたさせまして、與國委員と互に胸襟を披瀝して所見の一致を見ることを得ました次第でございます、支那に對しましては、帝國は時局の進展に伴ひ益々親善の交誼を厚うして、殊に經濟的結合をして一層密接ならしめるの必要なるを感得する次第でございます、幸にして兩國間の國交益々友好の誼を加ふるに至りましたのは、東洋平和の維持上誠に喜ばしきことゝ存じます、講和に關しては聯合與國は最も嚴正なる態度を執りまして、永遠の平和を得るまでは干戈を戢めざるの決心を以て戰鬪に從事しつゝありまする、我が帝國も亦同一の方針を以て此變局に處し益々遺憾なきを期する次第でございます、此際に當りまして本大臣の最も憂慮する所は露國の現狀であります、帝國は誠實なる友邦として、同國が能く國步の艱難を凌ぎ、速に健全なる政府を建設せむことを切望する次第でございます、然るに最近の形勢を察しますれば、不幸にして國内の擾亂漸次極東の露領に波及しまして、動もすれば帝國の國是とする東洋の平和を危殆ならしむるの虞あることは、寔に寒心の至に堪へませぬ、抑々此東洋の平和を維持するの責任は繫りて帝國の雙肩にありますると云ふことは申す迄もない、それ故に戰禍延いて極東の平和を紊し累を帝國に及ぼす場合に於きましては、進んで機宜の措置を執るに躊躇しないのでございます、政府は大正七年度の豫算を編成するに當りまして、第一に國防充實の方針を定め、陸軍に付ては兵力の整備充實を圖り、海軍に付ては戰艦補充の計劃を樹てましたのであります、而して是が財源の一部に付ては增稅に依るの已むを得ざることを認めまして、之に關する法案を提出いたしました、其他時局と關聯して國運の進展上特に緊要と認めましたものに付ては、それそれ必要の計劃を立てましたのでございます、尙ほ時運の推移、經濟界の趨勢に鑑みまして自給自足、長へに經濟上の獨立を期するの目的を以て、是が施設に關し必要なる方策を講じつゝある次第でありまず、諸君願はくは西歐の戰局と東亞の情勢とに顧みまして、我が帝國の國是を遂行する上に於て、本大臣の誠意を諒とせられまして、政府の提出する諸案に對し審議協贊を與へられむことを切望する次第でございます。

〔山脇玄君演壇に登る〕

○山脇玄君　私は總理大臣に二三御尋ねを致したい演壇に上つて申上げる程のことでもありませぬけれども、丁度方面が誠にまずうございますので、御聽取り惡からうと思ひまして演壇に上つた次第であります、申上げるまでもございませぬが、我國は維新以來農業と工業、殊に纖維工業を國富の基として國是の充實を圖りつゝ發展し來つたのであります、近き未來に於きましても此精神が持續するものであらうと思はれますで、斯樣に我が工業の主なるものが纖維工業でありまする結果として、纖弱なる女子が我國ほど多く工業に從事して居る國は各國に其類例を見ないことであります、從つて女工の數は既定の產業に從事して居る所の職工の總數の七割弱、纖維だけで八割、紡績になりますと九割と云ふ大多數を占めて居ります、其製作する……

○議長（公爵德川家達君）　山脇君、あちらを御向きになつた方が……

○山脇玄君　は……總理大臣に申上げまするのですから……さうですか……其製作する生絲に他の纖維類絹織物を加へまするとふと云ふと三億四千萬圓に達し輸出品總價額三割と云ふことになつて居ります、之を以て見まするとふと我國の女工が國力の充實に貢獻して居ることは如何に甚大であるかと云ふことが分るのであります、翻つて是等職工の保健狀態は如何でありませうか、健全でありませうか、不健全

でありませうかと見て見ますと、每年二十萬人程田舍より工業地に出稼に出て參るのでありますが、其中で病氣の爲に死亡する數が三千六百人の多きに達して居ります、然も結核病が其四分の一即ち九百人になりまして、一般死亡率の三倍以上に當つて居ると云ふことであります、果してさう云ふ有樣であるとしますると云ふと、人口の繁殖の上から見ましても、將又生産進步の上から論じましても由々しき重大なる問題であると言はざるを得ませぬ、そこで政府は之が豫防策、救治策として何等か御計畫になつて居りますか、否かと云ふことを伺ひたいのであります、第二は總じて我國勞働階級の生活狀態は慘めなものではありますまいか、其多數は粗惡なる住所に居つて粗惡なる食物を取つて、せつせと働いて居ると云ふ有樣であります、其有樣を見ますと云ふと是でも人間の生活と云ひ得るかと疑はれるほど哀れ至極の境遇に在るものではありますまいか、どう云ふものでありますか、我國の此上流社會は是等悲慘な同胞に對して一掬の同情の淚なく對岸の火災視しつつ居られるやうな有樣であるやうに見受けられますさりとて此儘打捨置きましたならば平時にあつては生産上の消長に大影響を及ぼし、いざと云ふ場合になりますと徵兵上、將又軍器、軍需品、食料品の製作上にも大障害を生ずると云ふことは火を睹るよりも明であります、そこで政府は是等勞働階級に對して何等か救濟策を御計畫になつて居りますか否か是が一つ、それから第三には勞働階級に對する救濟策の中で、最も生活に必要を感ずるものが今日のやうに米なり、日用食料品の昂騰、騰貴しまする場合に其價格を調節するに屈强なる方法として生産者と消費者と成るべく接近せしむる所の市場「マーケット」、市場を設置すると云ふことが急務中の急務ではありますまいか、東京のやうな我國の一大都市の市民の日常生活に缺くべからざる市場がないと云ふことは何と不注意不親切ではありますまいか、加ふるに今や印度、支那、南洋諸島との交通が繁劇になりました此際に、若しも一朝惡疫襲來の虞がありました場合、之が豫防法は云ふ迄もなく、其取締は如何いたすでありませうか（東京のやうに小さい小見世が散らばつて居りましては、如何に嚴しく監督し取締らうと致しましても、到底人力の及ぶ所でないと云ふことは敢て過言ではなからうと思ひます、そこで政府は是等の設備に付て何等か御計畫がありませうか否か、此三點に付きまして御計畫の有無だけ伺ひたいのであります。

〔國務大臣伯爵寺內正毅君演壇に登る〕

○國務大臣（伯爵寺內正毅君） 唯今の山脇君の御尋ねのことに付きましては詳しきことは私即座に應答が出來ませぬから、若し御入用と云ふならば後で調べて應答して宜しからう、さう願ひたいと思ひます取敢へず此職工、女子衞生上の注意並に女工の衞生上の注意、並に下等勞働者の生活改善、又物資の交換の爲に市場の設備、斯う云ふ三つの御尋ねであつたやうに存します、是は女工其他職工のことに付きましては、所謂工場法も實施せられて居りまして、それぞれ着手はしてあると考へます、又此勞働者に付きましての御尋ねでありますが、政府としては勞働者に對して相當の施設はしてある積りで、是以上に社會上流者……其他の救濟、慈善と云ふことに付きましては相當の規定のあるものもあります、是は其人々の關係が主なるものであります、一概に是は强制する譯には行かぬものであると思ひます、又市場のこと、是は其私の承知いたします所で日本でも市場のある所もあります、東京の市中に市場は幾らもあります、唯、唯今御話の所に依つて見ますと、歐羅巴其外にあります所の市場の如き大きなものがないと云ふやうな御考へ、或は其設備が不十分であると云ふ如き御考へがあるかと思ひます、それは如何にもさうであらうと思ひます、是は其種の業體の發達の關係にも依りまして、國に依つて習慣を異にして居りますやうであります、市場と云ふものが總ての物品の交換の爲に便利なる所であると云ふことは私は認めて居ります、將來に於て相當の考へも付けることの時期があらうとは思ひます、今日は別段に市場と云ふことに付て未だ私は計畫したものを持つて居りませぬ、若し之に付て此御答へが御不滿足でございましたならば更に承はりまして能く書面でも認めますか、又直接に御話いたしますか、何れにしても詳しく御返事を致すことに致します。

○山脇玄君 勞働階級に對しまして、其心身の發達向上を圖る爲に今設備をして居ると云ふ唯今の御話でありますが、今日國家として政府の計畫して居る所の設備と云ふものは私の信じて居ります所では先づ不完全なる工場法、それから簡易保險法位であらうと思ひますが、其外、何か國家として設備してありますか、それを承はりたいのであります。

○國務大臣（伯爵寺內正毅君） 其他にはちよつと私には今記憶して御答へすることが出來ませぬ、尙ほ必要があれば調べて御答へを致します。

〔國務大臣子爵本野一郎君演壇に登る〕

○國務大臣（子爵本野一郎君） 諸君、第四十回帝國議會の開會に際しまして帝國の外交に關し諸君の前に所見を開陳するを得るは本大臣の最も光榮とする所でございます、歐洲の戰局は御承知の如く既に三年有半の歲月を經過いたしまして尙ほ屍山血河の慘狀を持續し未だ終熄する模樣は見えませぬ、又此間聯合與國の卓絕する海陸軍が至大の勇氣と確信とを以て有らゆる困苦辛酸に堪へ奮鬪に從事しつゝある其壯烈の軍事行動は實に世界の賞讚と尊敬とに値するものと言はねばなりませぬ、帝國は聯合國の一員と致しまして國際上の信義を重んじ、戰爭の目的を遂行するが爲に最善の努力を盡し、出來得る限りに於て聯合與國を援助し協同作戰に努めつゝあることは與國政府及國民の均しく認むる所であると云ふことを明言いたしますのは本大臣の最も欣快とする所であります、帝國對外政策の基礎は今更申すまでもなく日英同盟でありまして、帝國が今次の大戰に參加いたしました所以も一に此同盟の信義を尊重するに出でたのであります、爾來帝國は我が盟邦たる英國に對して出來得る限り努力を以つて協同援助の實を擧げつゝあるのであります、從つて兩國の關係が一層親密鞏固を加へましたことは最も明確なる事實であります、戰後に於ける世界の形勢は今より之れを豫言することは出來ませぬけれども、亞細亞に於ける日英兩國共通の利害關係は永遠久しきに亘り渝るものでない以上は永く現存の同盟を維持し且つ益々之を鞏固にするの必要なるは兩國政府及國民の愈々切實に感ずる所であることを疑ひませぬ、本大臣も亦之を以て帝國の方針とせねばならぬと確信いたして居ります、對支外交に付きましては曩に本大臣は政府は支那內部の政爭に對しましては不干涉の態度を持し苟くも現實に民國の政權を把握せる政府なる以上は黨派の如何を問はず常に接觸を保ち諸般の事件を處理し、其政府の行動が帝國の利益と牴觸せざる限り之に必要なる援助を與へむとするものであると云ふことを聲明いたして置きました、爾來政府は常に此方針を一貫して參りましたが、其結果兩國の關係は著しく改善せられましたることは最も喜ぶべきことであります、茲に特に一言いたしたいことは昨年八月支那政府が獨逸に對して斷然宣戰するに至りましたることでございます、抑々極東の平和に對する至大なる危險は此方面に於ける獨逸の勢力の增進であります、太平洋沿岸に利害關係を有する總ての國家は皆之が爲に脅威を感ぜざるものはありませぬ、帝國が獨逸に對して靑島の撤退を要求したのも專ら此理由に因るのであります、支那が其の利害の帝國と同一なることを感知し、遂に聯合與國側に立つて參戰を決行するに至りましたのは本大臣の諸君と共に滿腔の祝意を表したいと思ふ所であります第三十九回帝國議會に於きまして既に陳述いたして置きました通り、支那政府が獨逸と國交を斷絕いたしました際に希望と致して申出ました彼の關稅の引上、義和團事件賠償金支拂の延期及同事件に關する條約中の或る條項の變更に關しましては帝國は列國と協議中でありましたが、支那に對し同情の念を以て援助を爲し且つ公正なる待遇を與ふるは當然であると認めまして、政府は聯合與國と共に此三點に關する支那の希望に應じ、之を承諾することに決定いたしました、而して關稅改正問題は其實行上に於て細密なる攻究を要するものでありますから、目下上海に於て關係列國の委員會を開いて審議を重ねて居ります、政府は右會議の終了次第其結果を公表いたす積りであります、日米兩國の關係及米國の參戰に付きましては昨年本議場に於て述ぶる所がありましたが、帝國は米國の參戰に對し友邦として、又聯合國の一員として誠實なる祝意を表すると共に今後に於ける共同目的の遂行に付て協議を遂ぐる爲に昨年七月特派大使を米國に派遣し、米國政府當局者と隔意なき協議を遂げ、日米軍事關係に付て滿足なる協定を得た次第であります、又同時に支那問題に關し彼我の間に談合の機會を得ましたので、我が特派大使と米國當局者との間に互に胸襟を開いて意見の交換を行ひましたが、米國政府は支那の獨立維持領土保全に關する帝國政府の誠意を了解いたしまして、茲に虛心坦懷支那に對する日本の特殊の地位を認め曩に公表せられました公文の交換を見るに至りましたことは兩國親善の關係を一層緊密鞏固ならしめたるものでありまして、誠に慶賀に堪へぬ次第であり

ます、從來支那に對する日本の意嚮に付きましては往々米國の一部に了解せられて居らなかつたこともありましたのみならず、日米兩國を離間する目的を以て陰謀の行はれて居た事實もありました、我が特派大使が此機會に於て帝國政府及國民の意嚮を腹藏なく米國官民に對して開示いたしまして、是等の誤解を一掃し、兩國間友情の益々親密鞏固なるに至らしめましたのは本大臣の諸君と共に滿足に堪へざる所であります、而して我が特派大使一行が米國政府及國民より熱誠なる歡迎を受けましたことに對し、帝國政府及國民の深厚なる感謝の意を表したいと思ひます、露國の近狀に至りましては急轉直下の勢を以て意外の激變を來しまして、現に露國の政權を掌握して居る事實上の政府は既に敵國と休戰條約を締結し、又進んで單獨講和をも爲さむとして居る模樣でありますが、其講和談判の進行に付きましては情報甚だ區々でありまして正確のことは今尙ほ判然いたしませぬ、今後事態は如何に發展するとも吾人は最も愼重の態度を以て之に對する措置を考量しなければならぬと信じます、併し目下「ブレスト、リトウスク」に於て談判中の講和が果して成立し得べきや否やは固より豫測することは出來ませぬが、帝國は日露從來の親善關係に鑑みまして、露國の誠實なる友邦として、此際に於きましては偏に露西亞國民の健全なる發達を祈り、露國が與國の利益を無視することなく國家の威信と名譽とを完全に保持せむことを切望して止まざる次第であります、一般平和に關しましては敵國が屢々間接の方法を以て平和談判の開始を試みましたことは事實でありますが、其敵國の意嚮なるものに對しては極めて愼重なる警戒用意を以て觀察せなければなりませぬ、近時聯合國中講和の基礎とも言ふべき意見の發表せられたものがありますが、敵國側の期待とは著しく懸隔いたして居るやうに考へられます、今後雙方の意嚮が接近しない限りは今日の趨勢にては急速に平和の成立すべき見込はないものと覺悟せねばなりませぬ、併し講和に關する帝國政府の立場は茲に之を明にして置くの必要があると信じます、御承知の通り日英兩國は同盟條約に依つて各々單獨に講和條約を締結しないことを約して居るのみならず、帝國は大正三年九月五日の倫敦宣言に加盟いたして居りますが、同宣言に調印して居る國家も之に加盟した國家も皆共同講和の義務を有し、敵國に對して提出すべき講和條件に付ては豫め協議することゝなつて居ります、然るに帝國政府は今日に至るまで、聯合與國の何れからも具體的講和條件に關する協議を受けたことはありませぬのみならず、本大臣の見る所に依れば未だ聯合與國間に於ては具體的に斯る協議を行ふの時機に達して居らないものと考へます之を要するに帝國は現に共同作戰の目的を遂行せむが爲に最善の努力を爲しつゝあるのみならず、尙ほ將來に於ても出來得る限り露國に對し共同援助に盡すべきは勿論のことでありまして、是同盟國に對しても聯合與國に對しても信義を全うするの道であると確信いたします、若し夫れ極東の平和維持のことに付きましては洵に帝國の重大なる責務に屬するものでありますから、萬一にも極東の安寧が再び危殆に瀕する如きことあらば、時の如何を問はず、帝國は進んで之が保護の任に膺るべきは當然のことでありまして、尙ほ前途永遠の平和を確保するが爲には帝國は全力を傾倒ししても敢て之を辭せざるの覺悟がなければならぬと確信いたします。

〔杉田定一君演壇に登る〕

○杉田定一君　私は外務大臣に質問がございます唯今外務大臣は支那の……對支外交の事に付きまして政府は支那の內政には干涉しないと云ふ所の方針を有つて居るのである、即ち其方針に基き來つた結果益々兩國の國交は親善であると云ふ所の御演說でありますが、然るに是は聲明と事實と違ひはしないか近來現內閣は其不干涉の聲明あるにも拘らず、北方を援助し南方を壓迫すると云ふやうな所の傾向がなきにあらざるか、斯の如きことは實に世上の說として殆ど公然の祕密の如き觀をなして居るではありませぬか、此點に付て即ち政府は其聲明とは異つて北に偏し、南に疎んずると云ふ所のことはなきか、固より帝國としては南北何れも是は一視同仁でなければならぬで、北の方を援け南を壓すると云ふやうなことが起れば、南は是は反動力を起すのは自然で、反感力を起せば、日支親善は阻害せらるゝと云ふことになるのみならず只さへ南北乖離して居るのに鄰國から一方を助け一方を壓すると云ふことがあれば即ち鄰國の統一と云ふことを益々保つことが出來ない、攪亂せらるゝ然らば是は東洋の重大なる平和に是は關係をすることにならうと思ふのでありまする我々は一日も早く支那の南北が親和をし、さうして統一をすることを東洋平和の爲に望むので、然るに之を甲を助け乙を貶して益々之を助長するが如き事になつては實に是は容易ならぬ事であるのであります、當局者は此質問に對してさう云ふことはない干涉はしない、即ち唯今申述べた通りの干涉はないと云ふ所の方針で一定動かないと云ふ御說かも知れませぬが、之に對して其干涉の事實を段々例說することに依つて……列擧すれば、或は出來ないと云ふ譯ではありませぬが、併ながら是は今日の場合に於て申すことは甚だ是は穩ならぬことでありまするで、それは差控へます、併ながら唯斯の如き聲明である世の中は言ふことゝ行ひと違つてはどうもいけない唯書いたものばかりで、實際さう云ふことはないと云ふても、天下公然の事實となれば、是は實に如何ともすることが出來ない、それで既往に於てさう云ふ事實があるならば改善をせられ、即ち從來の矢張り方針通りに依つて、何れにも偏しないと云ふ所であつて御貰ひ申したいので、今や總理大臣も支那の經濟上のことは益々良好である、又外務大臣もさう申されたやうでありますが、是まで此北に偏し南方を壓すると云ふことになれば、先年も即ち「ボイコツト」のやうなことが起つて、最も、通商貿易は南方に日本は關係がある、其南方を壓すれば東洋經濟上の重大なる不利益と云ふものが起つて來るのですさう云ふやうなことがあるから、經濟上の點に於てもさう云ふ偏頗なことのないやうに是は注意をせねばならぬのでありまするが、要するに今日は實に歐羅巴の大亂は先に御述べになつた通りに何時治まるか知れない、又極東の平和が或は攪亂せらるゝかも知れない、實に重大なる時でありまして、一日も早く支那の南北が親和し、統一し益々東洋の平和の保全せらるゝことを希望を致す次第でございまするが唯今外務大臣の述べられたる所の則ち方針と事實とは違つては居ないか、併し恐らくは事實と違つて居ると云ふことも御說明が出來ないかも知れませぬが併ながら大抵御心中には御考があるでありませう、併し今日は實に斯う云ふやうな蟲には復辟のことに付て日本は或はこちらの方から關係をした、或は時の政府ならば宜いけれども、唯一人に同情を寄せた一方の權力を過大視して、さうして一方を侮り、意外なる結果を買うて、弱視した者が却つて强かつた結果が起つては來ないか、即ち是は干涉の結果なんで、さう云ふやうなことのないやうにして御貰ひ申したい、どこまでも、先に聲明せられた方針に基いて、即ち東洋の平和を保全して貰ひたい、詰り今日申しました所は聲明せられた所……即ち北を助け南を壓迫する如き說があるならば、それはどう云ふ事實であるか、斯の如きことはないやうにどこまでも先の方針に基いてやられる事を希望する、又此點に付きましては徒らに唯政府を攻擊するのではありませぬ、是は誤解がある、若し政府にさう云ふことが無いならばないと云ふことを御話になりますれば南方の人も大に誤解を解いて益々是が日支親善にならうと思ふ、徒らに私は政府攻擊の爲に此質問を致すのではないのでありまして、一方に於て惡感を懷いて居る所の者も今日即ち善感にならうと思ふ所から此質問を致すのであります、どうか御說明を……

〔國務大臣子爵本野一郎君演壇に登る〕

○國務大臣(子爵本野一郎君)　唯今杉田君からの御質問に對して一言御答いたして置きたいと思ひます政府は昨年以來支那の內部の政爭に干涉しないと云ふことを聲明いたしまして以來、唯今杉田君から御質問になつたやうなことは私も屢々耳に致して居ります、政府は支那の內政に不干涉と云ふことを聲明しながら北の方を援けて居る、是は一體聲明と事實と反すると云ふことは私は承つて居ります、併ながら是はどうも極く公平に冷靜に考へたならば私は間違つた見解であると思ひます、政府が今日まで執つて居る所の方針は支那の國家を代表する所の機關と交際をして行く、支那の內部の政爭には決して干涉しない、ところで今日北京にありまする所の政府とは日本のみならず各國政府が之を認めて、是と正當の交涉を致して居るのであります、日本政府に於きましても決して是等の國と違つた態度を執つて居るのではありませぬ、北京政府とは極めて親密な關係を有つて居ります、之に對して相當の援助を與へて居ると云ふこともありまする、併しながら是れは北を援けて南を壓迫すると云ふやうな目的を以て致して居るのでは決してありませぬ、尙ほ又之を云へば若し所謂南方派と云ふものが政權を握つて北京に居ると云ふことでありますれば、其場合に私が位に居つたならば私は必ず同樣の態度に出るであらうと思ふ、苟も支那の正當の政府かありまする以上は此政

府と協調を保つて行くと云ふことは是は實に已むを得ないことであります、それ以上のことを政府にして居らないのであります、從つて北を援けて南を壓迫すると云ふことは是は政府の行爲を誣ゆるものであると私は確信いたして居ります、決して政府にさう云ふ考はないのであります、茲に明かに申上げて置きたいと思ひます。

○杉田定一君　唯今外務大臣の御説明は先刻私の豫想した通り、滿足を御説明に對しては得ないのであります、併ながら是より以上事實を申上げまするとは穩なりませぬので……滿足を致しませぬのであります、唯是だけのことを申上げます。

○議長（公爵德川家達君）　是より議事日程に移ります、公爵毛利元昭君、公爵島津忠重君、公爵大山柏君、侯爵中山孝麿君、侯爵小松輝久君、侯爵菊亭公長君、男爵原口兼濟君、男爵勝田四方藏君、小野光景君請暇の件……毛利公爵病氣に付二十四日間、島津公爵公務上會期中、大山公爵公務上會期中、中山侯爵病氣に付會期中、小松侯爵公務上會期中、菊亭侯爵病氣に付十日間、原口男爵病氣に付十日間、勝田男爵病氣に付十日間、小野君病氣に付き三十八日間の請暇でございます、孰れも許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます……御報告を致します。

〔成瀨書記官朗讀〕

本日議員侯爵黑田長成君より二十名の贊成を以て出征艦隊に對する感謝決議案を發議せり

○侯爵黑田長成君　本員は此際議事日程を變更せられて出征艦隊に對する感謝決議案の會議を開かれたいと存じます、此動議を提出いたします。

○子爵前田利定君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　議事日程變更の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、政府の同意を求めます……政府の同意を得ました。

○議長（公爵德川家達君）　是より出征艦隊に對する感謝決議案の會議を開きます、決議案を朗讀を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

出征艦隊に對する感謝決議案

右提出候也

大正七年一月二十二日　發議者　侯爵黑田長成

贊成者
侯爵德川頼倫　侯爵細川護立
伯爵吉井幸藏　伯爵寺島誠一郎
伯爵松平頼壽　男爵小澤武雄
子爵三島彌太郎　子爵前田利定
淺田德則　男爵高木兼寛
江木千之　男爵村上敬次郎
河村讓三郎　男爵山内長人
男爵眞田幸世　男爵安場末喜
谷森眞男　藤田四郎
石渡敏一　鎌田榮吉

出征艦隊に對する感謝決議

貴族院議長　公爵德川家達殿

我帝國艦隊は戰局の推移に從ひ遠く鹿𤅡萬里の海面に亘り勇敢なる行動を以て敵艦を制壓し屢奇効を奏して協同の作戰に資し堅忍耐苦克く其の任務を竭せり貴族院は忠勇なる我出征將卒の功勞に對し感謝の誠意を表す

〔侯爵黑田長成君演壇に登る〕

○侯爵黑田長成君　諸君、本員は茲に出征艦隊に關する感謝決議案提出の趣意を述べます、我が帝國の海軍は歐洲の戰亂勃發以來東洋及南洋の掃蕩に從事されまして最早効果を收められたのでありますが、其事に付ては今更喋々を要せざることゝ思ひます、爾來我が出征艦隊は戰局の擴大するに從つて或は印度洋、太平洋、又は地中海等を排して敵艦を制壓したこともありますし、又敵艦の出沒の間にあつて屢々奇効を奏したこともあります、それで聯合與國を能く援助して共同の策戰に携はつて居ることは誠に多とすべきことであります、而かも士氣は益々振つて居つて、堅忍撓まず幾多の辛酸、幾多の艱苦に能く堪へて任務を盡されたのであります、貴族院は此忠勇なる我が出征艦隊將卒諸士の功勞に對しましては深厚なる感謝の敬意を表することが此際最も至當であると存じます、依つて茲に本案提出の理由を述べまして滿場の御贊成を請ひます。

○議長（公爵德川家達君）　決議案に同意の諸君の起立を請ひます。

〔總員　起立〕

○議長（公爵德川家達君）　全會一致と認めます、此決議案は海軍大臣を經まして出征艦隊に傳達を請ふ積りでございます。

〔國務大臣加藤友三郎君演壇に登る〕

○國務大臣（加藤友三郎君）　唯今は出征艦隊に對しまして慰問の決議文を御可決になりました、誠に感謝に堪へない次第でございます、私は茲に海軍を代表いたしまして謹んで滿腔の謝意を表します。

○議長（公爵德川家達君）　共通法案、政府提出、第一讀會。

〔岡書記官朗讀〕

共通法案

右勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正七年一月十九日

内閣總理大臣　伯爵寺内正毅
内務大臣　男爵後藤新平
海軍大臣　加藤友三郎
陸軍大臣　大島健一
外務大臣　法學博士子爵本野一郎
司法大臣　松室致
文部大臣　岡田良平
遞信大臣　男爵田健治郎
農商務大臣　仲小路廉
大藏大臣　勝田主計

〔左の議案は朗讀を經ざるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

共通法

第一條　本法ニ於テ地域ト稱スルハ内地、朝鮮、臺灣又ハ關東州ヲ謂フ

前項ノ内地ニハ樺太ヲ包含ス

第二條　民事ニ關シ一ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テハ互ニ法令ヲ同クスルモノト看做ス二以上ノ地域ニ於テ同一ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テ其ノ相互ノ間ニ付亦同シ民事ニ關シ地域ニ依リ法令ヲ異ニスルトキハ法例ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ各當事者ノ屬スル地域ノ法令ヲ以テ其ノ本國法トス

第三條　一ノ地域ノ法令ニ依リ其ノ地域ノ家ニ入ル者ハ他ノ地域ノ家ヲ去ル

一ノ地域ノ法令ニ依リ家ヲ去ルコトヲ得サル者ハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス

陸海軍ノ兵籍ニ在ラサル者及兵役ニ服スル義務ナキニ至リタル者ニ非サレハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス但シ徴兵終決處分ヲ經テ第二國民兵役ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條　一ノ地域ニ於テ成立シタル法人ハ他ノ地域ニ於テ其ノ成立ヲ認ム

前項ノ法人ハ他ノ地域ニ於テ其ノ地ノ同種又ハ類似ノ法人ト同一ノ私權ヲ享有ス

第五條　一ノ地域ノ法人ハ其ノ事務所若ハ營業所ヲ他ノ地域ニ移轉シ又ハ從タル事務所若ハ營業所ヲ他ノ地域ニ於テ設立スルコトヲ得但シ主タル事務所又ハ營業所ノ移轉ハ移轉地ニ於テ設立スルコトヲ得ヘキ法人ト同種ノ法人ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ移轉又ハ設立ニ必要ナル條件ハ各地域ノ法令ノ定ムル所ニ依ル

第六條　一ノ地域ノ法人カ其ノ事務所若ハ營業所ヲ他ノ地域ニ移轉シ又ハ從タル事務所若ハ營業所ヲ他ノ地域ニ於テ設立シタルトキハ四週間内ニ各其ノ地ノ法令ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ハ法人ニ關シ一ノ地域ニ於テ生シタル事項ニ付他ノ地域ニ於テ登記ヲ爲スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第七條　一ノ地域ノ會社ハ他ノ地域ノ會社ト合併ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス

前項ノ合併ニ必要ナル條件ハ各地域ノ法令ノ定ムル所ニ依ル

第八條　一ノ地域ノ法人ノ役員ノ行爲ニ付定メタル過料ノ規定ハ其ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ同種又ハ類似ノ法人ノ役員ノ爲シタル行爲ニ之ヲ適用ス

地域ノ法人ノ裁判管轄ニ關シテハ民事訴訟法、人事訴訟手續法及非訟事件手續法中日本ニ住所ヲ有セサル者又ハ外國法人ノ裁判管轄ニ關スル規定ヲ準用ス

前項ノ規定ノ適用ニ付裁判管轄ノ指定ニ關スル司法大臣ノ職務ハ朝鮮、臺灣又ハ關東州ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣總督又ハ關東都督之ヲ行フ

第十條 一ノ地域ニ主タル營業所又ハ住所ヲ有スル者ニ對シテハ其ノ地域ニ於テノミ破產ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

一ノ地域ニ於テ破產ノ宣告ヲ爲シタルトキハ他ノ地域ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス

一ノ地域ニ於テ爲シタル破產ノ宣告ノ效力ハ他ノ地域ニ及フ

第十一條 一ノ地域ニ於テ民事訴訟、非訟事件又ハ破產事件ニ關シテ爲シタル訴訟行爲、裁判、處分其ノ他ノ手續上ノ行爲ハ他ノ地域ニ於ケル法令ノ適用ニ關シテハ其ノ地ノ法令ニ依リ爲シタルモノト同一ノ效力ヲ有ス但シ其ノ地ノ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ民事爭訟調停ニ付之ヲ準用ス民事爭訟調停ニ關スル規定ナキ地域ニ於テハ其ノ調停ハ民事訴訟法ニ依リテ爲シタル和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第十二條 一ノ地域ニ於テ作成シタル公正證書其ノ他法令ニ依リ官署公署ノ作成シタル文書ハ他ノ地域ニ於テ其ノ地ノ法令ニ依リ作成シタルモノト同一ノ公正ノ效力ヲ有ス

第十三條 一ノ地域ニ於テ罪ヲ犯シタル者ハ他ノ地域ニ於テ之ヲ處罰スルコトヲ得

第十四條 刑事ニ關シ一ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テハ互ニ法令ヲ同クスルモノト看做ス二以上ノ地域ニ於テ同一ノ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テ其ノ相互ノ間ニ付亦同シ

一ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ犯罪ヲ處罰スル場合ニ於テ地域ニ依リ法令ヲ異ニスルトキハ犯罪地ノ法令ニ依ル但シ笞刑ニ關スル規定ハ此ノ限ニ非ラス

犯罪地ノ法令ニ依リ處罰スヘキ場合ニ於テ處罰地ノ法令ニ笞刑ニ關スル規定アルトキハ其ノ規定ニ依リ笞刑ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第十五條 一ノ地域ノ法人ノ役員又ハ支配人ノ行爲ニ付定メタル刑罰ノ規定ハ其ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ同種ノ法人ノ役員又ハ支配人ノ爲シタル行爲ニ之ヲ適用ス

第十六條 一箇ノ刑事事件又ハ牽連スル數箇ノ刑事事件カ地域ヲ異ニスル數箇ノ裁判官廳ノ管轄ニ屬スルトキハ刑事訴訟法第二十七條及第二十八條ノ規定ヲ準用ス

第十七條 一ノ地域ノ檢事、檢察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者他ノ地域ノ管轄裁判官廳ニ於テ事件ヲ審理スルコトヲ適當ト認ムルトキハ其ノ地域ノ檢事、檢察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ之ヲ送致スルコトヲ得

一ノ地域ノ豫審又ハ第一審ノ裁判官廳他ノ地域ノ管轄裁判官廳ニ於テ事件ヲ審理スルコトヲ適當ト認ムルトキハ檢事、檢察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ其ノ地域ノ管轄裁判官廳ニ之ヲ移送スルコトヲ得

第十八條 一ノ地域ニ於テ刑事ノ訴訟若ハ即決處分又ハ假出獄ニ關シテ爲シタル裁判、處分其ノ他ノ手續上ノ行爲ハ他ノ地域ニ於ケル法令ノ適用ニ關シテハ其ノ地ニ於テ爲シタルモノト同一ノ效力ヲ有ス

第十一條第一項但書ノ規定ハ私訴ニ之ヲ準用ス

第十九條 一ノ地域ニ於テ爲シタル刑ノ執行猶豫ノ言渡又ハ假出獄ノ處分ハ他ノ地域ニ於テ其ノ地ノ法令ニ依リ之ヲ取消スコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第三條ノ規定ニ付テハ別ニ其ノ施行期日ヲ定ムルコトヲ得

本法ハ本法施行前ニ生シタル事項ニ付亦之ヲ適用ス但シ第十一條及第十八條ノ規定ノ適用ニ付テハ人ノ資格ニ基ク既成ノ效果ヲ妨ケス

本法施行前ニ宣告シタル破產ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

〔國務大臣伯爵寺内正毅君演壇に登る〕

○國務大臣(伯爵寺内正毅君) 唯今議題となりました共通法に付きまして一言説明を申上げて置きたいと思ひます、從來内地と朝鮮臺灣若くは關東州、此各地域は民事刑事に關しまして互に別個の區域をなして居ります、即ち別個の法律をなして居ります、法令の效力が互に相及ばないと云ふことになつて居ります、其交渉事項に付ては何等の通則を設けてないのであります、却つて此外國との關係に付きましては法則の規定に依つてそれぞれ途も出來て居りまするが、それに反して唯今申す所の朝鮮臺灣關東州は共通の取扱の規定がないのであります、甚だ制度の不備と申しても宜しい、聖代に於てあるべからざることゝ考へて居ります、是は從前、大分先きより政府に於きまして法律を以て右等各地域間の民間の民事刑事交渉事項を規定するの必要を認めまして、内閣に共通法規調査委員會を設けて審議を致しましたのであります、其結果出來ました所の法案を茲に提出した譯であります、どうか御審議の上御可決になることを切望して置きます。

○議長(公爵德川家達君) 右議案の審査を付託すべき特別委員の選擧。

○男爵高木兼寛君 本員は茲に一つの動議を提出いたしまして滿場諸君の御贊同を願ひたいのであります、即ち特別委員の選擧は特別なる場合を除くの外本會期中議長に御委任せむことであります、どうか斯く致したうございますから滿場諸君の御贊成を願ひます。

○男爵石黒忠悳君 贊成。

〔其他「贊成」と呼ぶ者あり〕

〔此時男爵高木兼寛君發言の許可を求む〕

○議長(公爵德川家達君) 高木男爵は……

○男爵高木兼寛君 唯今の動議が決定いたしましたら、更に又……

○議長(公爵德川家達君) まだ決定いたして居りませぬ、高木男爵の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○男爵高木兼寛君 唯今議題になつた共通法案の特別委員は十五名と御定めを願ひたうございます、之に御贊成を願ひます。

○男爵中川興長君 贊成。

〔其他「贊成」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 共通法案の特別委員の數を十五名とする説に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます、特別委員の氏名を御報告に及びます。

〔河井書記官朗讀〕

共通法案特別委員

公爵德川慶久君　伯爵奥平昌恭君
子爵酒井忠亮君　子爵板倉勝憲君
平山成信君　岡野敬次郎君
荒井賢太郎君　男爵船越光之丞君
男爵安場末喜君　富井政章君
加太邦憲君　磯部四郎君
高橋作衞君　江木翼君
上松泰造君

○議長(公爵德川家達君) 徴兵令中改正法律案、政府提出、第一讀會。

〔岡書記官朗讀〕

徴兵令中改正法律案

右勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正七年一月十九日

内閣總理大臣 伯爵寺内正毅
海軍大臣 加藤友三郎
陸軍大臣 大島健一

徴兵令中改正法律案

徴兵令中左ノ通改正ス

第七條ノ二 第十二條又ハ第十三條ニ依ル場合ヲ除クノ外志願ニ依リ兵籍ニ編入セラルル者服役ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

前項ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者滿四十歳迄ニ兵籍ヨリ除カルルニ至リタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス

第八條 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ許サス

第九條第一項及第二項ヲ左ノ如ク改ム

現役兵補充兵ハ毎年所要ノ人員ニ應シ壯丁ノ身材藝能職業ニ從ヒ勅令ノ定ムル各兵及雜卒ニ區別シ抽籤ノ法ニ依リ徴集順序ヲ定メ之ニ充ツ

第十三條 左ニ掲クル者ニシテ陸軍豫備役後備役將校同相當官タルノ希望ヲ有スル滿十七歳以上二十一歳未滿ノモノハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得此場合ニ於テハ其現役中ノ食料被服裝具等ノ費用ハ自辨トス但費用ノ一部ヲ官給スルコトアル可シ

第一 官立學校ノ小學科及選科等ヲ除ク師範學校又ハ中學校ヲ卒業シタル者

第二 勅令ノ定ムル所ニ依リ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認ムル學校ヲ卒業シタル者

前項ニ掲クル學校ニ在學スル者ニシテ二十二歳未滿迄ニ卒業シ入營スルコトヲ得ルモノ亦前項

ニ同シ

前項ニ依リ志願ヲ爲シタル者ハ卒業迄入營ヲ延期ス

第二項ニ揭クル者滿二十二歲以上ニ非サレハ卒業シ入營スルコトヲ得サルニ至リタルトキハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集ス

第一項又ハ第二項ニ依リ現役ニ服スル者ハ其現役中之ヲ一年志願兵ト稱ス六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ一年志願兵タルコトヲ許サス

一年志願兵ノ現役ヲ終リタル者ノ豫備役後備役期間ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條　二十歲未滿ニシテ師範學校ヲ卒業シタル者又ハ滿二十歲以上ニシテ師範學校ニ在校シ滿二十三歲迄ニ之ヲ卒業スヘキ者ハ一箇年間陸軍現役ニ服セシム

前項ニ依リ現役ニ服スル者ハ其現役中之ヲ一年現役兵ト稱ス

第一項ノ場合ニ於テ師範學校在校中ノ者ハ卒業迄入營ヲ延期ス

一年現役兵ノ現役ヲ終リタル者ハ直ニ第一國民兵役ニ服セシム

一年現役兵トシテ現役ニ服スヘキ者其現役中ノ者又ハ其現役ヲ終リタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ徵集ス但滿二十一歲以上ノ者ノ徵集ハ抽籤ノ法ニ依ラサルモノトス

第一　滿二十三歲迄ニ師範學校ヲ卒業セサルニ至リタルトキ

第二　師範學校卒業ノ年ニ入營シタル者其現役ヲ終リタル日ヨリ六箇月ヲ經過シタル後ニ於テ小學校ノ教職ニ在ラサルコトアルトキ

第三　師範學校卒業ノ年ニ入營セサル者卒業ノ日ヨリ二箇年ヲ經過シタル後ニ於テ小學校ノ教職ニ在ラサルコトアルトキ

第四　小學校ノ教職ニ就クノ資格ヲ有セサルニ至リタルトキ

一年現役兵ノ現役ヲ終リタル者前項ニ依リ徵集セラレタルトキハ一箇年現役期間ヲ短縮ス

第五項第二號乃至第四號ハ滿二十八歲ヲ過キタル後小學校ノ教職ヲ退キタル者ニ付テハ之ヲ適用セス

第三章　免役及延期

第二十一條　禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ犯罪ノ爲メ豫審若クハ公判中ノ者犯罪ノ爲メ拘禁中ノ者刑ノ執行停止中ノ者又ハ假出獄中ノ者ハ徵集ヲ延期ス

第二十三條　一年志願兵トシテ服役スヘキ者ニシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ修業年限三箇年以上ノ專門學校又ハ之ト同等以上ト認ムル學校ニ在校スルモノニ對シテハ本人ノ願ニ由リ其學校ノ修業年限ニ應シ滿二十七歲迄入營ヲ延期ス

一年志願兵トシテ服役スヘキ者其服役ヲ爲ササルトキハ之ヲ徵集ス但滿二十一歲以上ノ者ノ徵集ハ抽籤ノ法ニ依ラサルモノトス

第二十三條ノ二　滿二十歲ニ至ラサル前ヨリ露國領沿海州、露國領薩哈嗹、支那、香港及澳門以外ノ外國ニ在ル者ニ對シテハ本人ノ願ニ由リ滿三十七歲迄徵集ヲ延期ス

前項ニ徵集ヲ延期セラレタル者延期ノ事由消滅シタルトキハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集シ滿三十七歲ヲ過キタルトキハ國民兵役ニ服セシム

第二十三條ノ三　第七條ノ二第二項ニ依リ兵役ニ服スヘキ者又ハ第十四條第五項若クハ前條第二項ニ依リ徵集セラルヘキ者ニシテ滿二十七歲迄ノモノハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得此場合ニ於テハ第十三條ヲ適用ス

前項ニ依リ志願ヲ爲シタル者ニ對シテハ第二十三條第一項ニ依ル延期ヲ爲サス

第二十五條　第三條第二項、第十二條、第十三條第一項第二項第四項、第十四條第五項但書、第二十三條第二項但書及第二十三條ノ三第一項ニ揭クル年齡ハ十二月一日ニ於ケル年齡トス

第二十五條ノ二　毎年一月一日ヨリ十一月三十日迄ニ滿二十歲ト爲ル者ハ其年一月中ニ、十二月一日ヨリ同月三十一日迄ニ滿二十歲ト爲ル者ハ翌年一月中ニ書面ヲ以テ戸主ニ非サル者ハ戸主ヨリ戸主未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ戸主ノ法定代理人ヨリ本籍ノ市町村長ニ屆出ツ可シ但現役ヲ終ヘタル者又ハ現役中ノ者ニ付テハ此限ニ在ラス

第十四條第五項、第二十三條第二項若クハ第二十三條ノ二第二項ニ該當スル者又ハ第二十三條第一項ニ依ル延期ノ事由止ミタル者ハ十四日以內ニ書面ヲ以テ本籍ノ市町村長ニ屆出ツ可シ

第二十九條中罰註ヲ削リ「禁錮」ヲ「六年未滿ノ懲役若クハ禁錮」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第十三條ニ依リ服役スル者ノ現役豫備役後備役年期又ハ一年現役兵ノ現役年期ハ前項ニ依ラス勅令ヲ以テ定ムル日ヨリ起算ス

第二十九條ノ二　本令中市町村長トアルハ勅令ヲ以テ指定スル市ニ在リテハ區長、市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者トス

第三十條　第二十五條ノ二第一項ノ屆出ヲ爲ササル者ハ科料ニ處ス

第三十條ノ二　第二十五條ノ二第二項ノ屆出ヲ爲ササル者及正當ノ事故ナクシテ身體ノ檢査ヲ受ケサル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ三圓以上ノ科料ニ處ス

第三十一條中「一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「三年以下ノ懲役ニ處ス」ニ改ム

第六章ヲ削ル

附　則

本法ハ大正八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ノ適用ニ付テハ舊刑法又ハ舊陸軍刑法又ハ舊海軍刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者、其ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者、其ノ公權ノ剝奪又ハ停止ヲ附加スヘキ重輕罪ノ爲豫審又ハ公判中ノ者ハ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ犯罪ノ爲豫審又ハ公判中ノ者ト看做ス

本法施行ノ際舊法第二十三條第一項ノ規定ニ依リ徵集猶豫中ノ者ノ其ノ事故ニ依ル徵集猶豫及其ノ事故止ミタル場合ニ於ケル屆出ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

本法施行ノ際舊法第二十三條第一項ノ規定ニ依リ徵集猶豫中ノ者又ハ從前ノ規定ニ依リ一年志願兵タルノ資格ヲ有スル者ノ一年志願兵ノ志願ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

前二項ニ揭クル者ノ外本法施行ノ際徵集猶豫ヲ受クルコトヲ得ル學校ニ在校中ノ者ノ其ノ事故ニ依ル徵集猶豫及其ノ事故止ミタル場合ニ於ケル屆出並一年志願ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

前二項ノ規定ニ依リ一年志願兵ヲ志願シタル者ハ本法ニ依リ一年志願兵ヲ志願シタル者ト看做ス

本法施行ノ際師範學校ニ在校中ノ者又ハ從前ノ規定ニ依リ六週間現役兵タル資格ヲ有スル者ハ仍從前ノ規定ニ依リ之ヲ六週間陸軍現役ニ服セシム

前項ノ規定ニ依ル六週間陸軍現役ヲ終リタル者又ハ其ノ服役中教職ヲ罷メタル者ノ服役ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

本法施行ノ際一年志願兵若ハ六週間現役兵タル者又ハ其ノ服役ヲ終リタル者ノ服役ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

六週間陸軍現役中ノ者又ハ其ノ服役ヲ終リタル者滿二十八歲迄ニ教職ヲ罷ムルトキハ十四日內ニ本籍ノ市町村長ニ屆出ツヘシ

前項ノ市町村長ニ付テハ第二十九條ノ二ノ規定ヲ準用ス

第三項、第五項又ハ第十項ノ屆出ヲ爲ササル者ノ罰第三十條ノ二ニ同シ

從前ノ規定ニ依リ徵集ヲ猶豫セラレタル者ヲ徵集スル場合ニ於テハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集ス

本法施行ノ際露國領沿海州、露國領薩哈嗹、支那香港及澳門以外ノ外國ニ在リテ徵集猶豫中ノ者ハ第二十三條ノ二第一項ニ揭クル者ト看做シ其ノ者ノ徵集猶豫ノ願出ハ同項ノ規定ニ依ル願出ト看做ス

○議長(公爵德川家達君)　大島陸軍大臣。

〔國務大臣大島健一君演壇に登る〕

○國務大臣(大島健一君)　徵兵令中の改正法律案提出の理由を申述べまする、此改正の趣意は兵役義務の均等を圖りますること、出來制度の改正に依りまして自然改正を要しますること、並に從來の實驗に徵しまして改正を要しまする事柄であります、其要項を申しまするど、從來中學以上の學校に在學いたしまする所の生徒は、二十八歲まで徵兵猶豫をすると云ふ制度であります、是れには各種の弊害もありまするので、徵兵猶豫の制度を止めまして、中學以上の學校に在る所の生徒にして一年志願兵たることを希望しまする者は其徵兵適齡の年に於て徵兵檢査を行ひまして、其在學する所の學校の在學年に應じ

まして二十七歳まで徴兵を猶豫すると云ふことに改めたいと云ふのであります、從來小學校の教員たるべきもの、若くは教員は六週間の現役を以て兵役を終ることになつて居りました、軍隊教育の大要を理得いたしまして、之を兒童の教育に及ぼしまして、其兒童の必任義務を完全に施行いたしまして、遺憾なく軍國に盡させますのには、此教員たる者の軍隊教育が今少し普及を致さぬければ不十分であると云ふので、一年の現役兵に改めたいと云ふのでございます、從來外國に參つて居る故を以て徴兵を猶豫いたして居りました、是は二十八歳以前なら何時でも外國に參りまして、さうして三十二歳まで徴兵猶豫と云ふ事になつて居りました、前の如く中學其他の學校に居ります者の徴兵適齡の時に檢査を受けて、それで合格以上のものは延期をすることになりました、自然此の外國に參ります者の二十歳前は格別、其の後は唯今の制度に致しますると服役を了つて參ることになります、依つて二十歳以前より外國に參つて居つた者は徴兵を延期する、それが今まで三十二でありましたのを三十七までに延ばしました、三十二と前に決めました頃は後備の服役が丁度それで了るやうになつて居りました、今は服役令の方が變はりまして三十七まで後備に居ることになりましたから三十七までに歸朝いたしまする者は服役を致します、其後の者は國民軍に入れると云ふことで、其外細かいことがございまするが、是は前に申した制度の改正、或は從來の實驗等に依りまして各種の修正を致したのでございます、どうぞ御協贊あらむことを望みます。

○阪本釤之助君　徴兵令の改正に付きまして常に本員が考へて居りますることに付て一言御尋ねを致したいと思ひますが、世の中に兵役税と云ふことを能く多少問題にして居るのでございます、本員等も常に此兵役税と云ふことは多少攻究すべき値のあるものと考へまして、自分一人としては始終此事は考へて居ります、本案を政府が提出さるるに當りまして兵役税と云ふことに付ては多少考慮せられたことがありまするか、或は丸でさう云ふことは問題にはならぬと云ふことでありましたか、若し多少問題にされたならば御差支のなき限りどう云ふものを御攻究になつたのでありませうかと云ふことに付きまして御差支のない限り拜聽いたしたいと存じます。

〔國務大臣大島健一君演壇に登る〕

○國務大臣(大島健一君)　阪本君の御質問に御答を致します、徴兵令改正に付て由來世間に議論のあつた服役税と云ふことに付て考へたかと云ふ御尋ねのやうでございます、是れは確かに記憶いたして居りませぬが、兩三年以前まで屢々論議されまして陸軍の意志も其當時十分に表明を致して居る積りであります、議事錄にも載つて居らうと思ひます、要は服役税を取るのは必任義務の制度の精神と伴はぬと云ふので從來其議論には同意を致して居りませぬ、それ故今回の此改正に付きまして之を再び論議すると云ふことは致しませぬのでございました、之を以て御答と致します。

○議長(公爵德川家達君)　次の日程は先刻高木男爵の動議が可決されましたから削除いたします。

○男爵高木兼寛君　本案に對する委員は十五名と定め、議長御指名を願ひたい。

○男爵中川興長君　贊成。

○議長(公爵德川家達君)　高木男爵の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、特別委員の氏名を報告に及びます。

〔成瀨書記官朗讀〕

徴兵令中改正法律案特別委員

伯爵林　博太郎君　山脇　玄君
子爵樋口　誠康君　子爵大給　近孝君
男爵山川　健次郎君　男爵沖原　光孚君
江木　千之君　男爵山内　長人君
男爵伊東　義五郎君　石渡　敏一君
高田　早苗君　木場　貞長君
佐々田　懋君　鎌田　榮吉君
橋本　辰二郎君

○議長(公爵德川家達君)　次の議事日程は決定次第本院公報を以て御通知に及びます、是で散會を致します。

午前十一時三十二分散會

○大正七年一月二十九日　火曜日

午前十時五分開議

議事日程　第三號

第一　侯爵醍醐忠重君、男爵尾崎三良君、深野一三君、田邊輝實君、男爵眞鍋斌君、兒玉利國君、川上親晴君、岩村兼善君請暇の件

第二　巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案(政府提出)　第一讀會

第三　大正六年勅令第二百二號(承諾を求むる件)　會議

○議長(公爵德川家達君)　是より諸般の報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

去る二十二日議決したる出征艦隊に對する感謝決議文は即日之を海軍大臣に送致せり

同日海軍大臣より左の通牒を受領せり

貴族院決議傳達の件

本日貴族院に於て我か出征艦隊に對し鄭重なる決議相成たる次第は直に各出征艦隊指揮官に電報を以て傳達致置候

右申進す

同日第四部に於て豫算委員男爵宮原二郎君の補闕選擧を行ひしに其の結果男爵沖原光孚君當選せり

同日常任委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

資格審査委員會
委員長　伯爵川村　鐵太郎君
副委員長　富井　政章君

豫算委員會
委員長　淺田　德則君
副委員長　子爵青木　信光君

懲罰委員會
委員長　伯爵林　博太郎君
副委員長　伊澤　多喜男君

請願委員會
委員長　侯爵細川　護立君
副委員長　三宅　秀君

決算委員會
委員長　公爵德川　慶久君
副委員長　伯爵奧平　昌恭君

同日豫算委員會に於て決定したる分科及分科擔當委員の氏名左の如し

第一分科(歲入、大藏省(帝國鐵道、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東都督府、樺太廳を除く))
子爵青木　信光君　子爵前田　利定君
子爵水野　直君　男爵阪谷　芳郎君
荒井　賢太郎君　男爵坪井　九八郎君
仁尾　惟茂君　若槻　禮次郎君
橋本　圭三郎君　木村　誓太郎君
橋本　辰二郎君　安田　善三郎君
兼務
伯爵寺島　誠一郎君　子爵八條　隆正君
淺田　德則君　男爵村上　敬次郎君
石渡　敏一君　桑田　熊藏君

第二分科(外務省、司法省)
伯爵寺島　誠一郎君　伯爵柳原　義光君
男爵小澤　武雄君　子爵牧野　忠篤君
子爵酒井　忠亮君　男爵中川　興長君
男爵千秋　季隆君　石井　省一郎君
藤田　四郎君　石渡　敏一君
加太　邦憲君
兼務
伯爵松浦　厚君　子爵伊東　祐弘君
河村　讓三郎君　男爵若王子　文健君
若槻　禮次郎君

第三分科(內務省、文部省)
伯爵松浦　厚君　子爵榎本　武憲君
男爵高木　兼寛君　江木　千之君
荒川　義太郎君　岡　喜七郎君
谷森　眞男君　阪本　釤之助君
湯淺　倉平君　木本　源吉君
兼務
子爵酒井　忠亮君　子爵水野　直君
石井　省一郎君　石黑　五十二君

第四分科(陸軍省、海軍省)
子爵樋口　誠康君　子爵伊東　祐弘君
高崎　親章君　男爵沖原　光孚君
男爵村上　敬次郎君　男爵山内　長人君
男爵南岩倉　具威君　石黑　五十二君
福永　吉之助君　高橋　作衞君
兼務
子爵大河内　正敏君　江木　千之君
男爵坪井　九八郎君　仁尾　惟茂君
湯淺　倉平君

第五分科(農商務省、遞信省)
子爵大宮　以季君　子爵三島　彌太郎君

子爵松平直平君　子爵井上匡四郎君
子爵大河内正敏君　男爵武井守正君
男爵紀誠之助君　桑田熊藏君
田中源太郎君　佐藤友右衞門君
尾崎伊三郎君

兼務
高崎親章君　小松謙次郎君
男爵安場末喜君　阪本釤之助君
橋本辰二郎君

第六分科（帝國鐵道、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東都督府、樺太廳）
子爵稻垣太祥君　子爵八條隆正君
淺田德則君　河村讓三郎君
小松謙次郎君　男爵若王寺文健君
男爵北大路實信君　男爵安場末喜君
荒井泰治君

兼務
男爵小澤武雄君　岡喜七郎君
荒井賢太郎君　藤田四郎君
高橋作衞君

同日請願委員會に於て決定したる分科、分科擔當委員及主査の氏名左の如し

第一分科（大藏省、農商務省）
主査子爵本多忠鋒君　子爵豐岡圭資君
子爵米津政賢君　男爵黑田長和君
三宅秀君　海江田準一郎君
江原芳平君　佐々田懋君
鈴木周三郎君

第二分科（外務省、内務省、文部省）
主査男爵内田正敏君　伯爵島津忠麿君
子爵本多實方君　子爵京極高義君
子爵今城定政君　男爵阪井重季君
田島竹之助君　江原素六君
星島謹一郎君

第三分科（内閣、（鐵道院を除く）司法省、遞信省）
主査　小野田元凞君　侯爵細川護立君
子爵東坊城德長君　子爵五辻治仲君
子爵板倉勝憲君　男爵小畑大太郎君
鈴木摠兵衞君　豐川良平君
網藏平輔君

兼務
佐々田懋君

第四分科（陸軍省、海軍省、鐵道院）
主査子爵立花種忠君　子爵藪篤麿君
子爵新庄直知君　男爵眞田幸世君
男爵島津久賢君　男爵佐竹義準君
廣瀨滿正君　上松泰造君
井芹康也君

同日決算委員會に於て決定したる分科及分科擔當委員の氏名左の如し

第一分科（歳入、大藏省）
公爵德川慶久君　男爵藤堂高成君
男爵東郷安君　安立綱之君
石橋謹二君　森田庄兵衞君
平山浪三郎君　美馬儀一郎君
大矢馬太郎君

第二分科（外務省、内務省、司法省）
伯爵奧平昌恭君　子爵野村益三君
子爵池田政時君　男爵北島齊孝君
男爵新田忠純君　男爵山内豐政君
男爵船越光之丞君　男爵伊丹春雄君
男爵安藤直雄君

第三分科（陸軍省、海軍省）
子爵伊集院兼知君　男爵宇佐川一正君
男爵村木雅美君　男爵伊東義五郎君
男爵外松孫太郎君　安樂兼道君
依田仙右衞門君　福島文右衞門君
堀正一君

第四分科（文部省、農商務省、遞信省）
子爵西大路吉光君　子爵片桐貞央君
子爵小笠原勁一君　男爵藤大路親春君
男爵長松篤棐君　男爵楠本正敏君
瀧川辨三君　堀内半三郎君
松尾寬吉君

去る二十三日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

徵兵令中改正法律案特別委員會
委員長　伯爵林博太郎君
副委員長　江木千之君

同日豫算委員長より分科擔當委員の兼務を左の如く決定せる旨報告書を提出せり

第五分科兼務
第四分科擔當委員　福永吉之助君

同日森本常發經長より左の謝電を受領せり
貴族院の鄭重なる決議に對し部下一同を代表し深厚なる謝意を表す尙益奮勵し輿望に副はむことを期す
右可然御披露を乞ふ

去る二十四日海軍大臣より左の如く竹下海軍中將の謝電ありたる旨の通牒を受領せり
貴族院の鄭重なる決議に對し麾下一同を代表し深厚なる謝意を表す尙益奮勵輿望に副はむことを期す
右可然御披露を乞ふ

同日佐藤司令官より左の謝電を受領せり
貴族院の鄭重なる決議に對し麾下一同を代表し深厚なる謝意を表す尙益奮闘輿望に副はむことを期す
右可然御披露を乞ふ

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

共通法案特別委員會
委員長　公爵德川慶久君
副委員長　富井政章君

同日請願委員長より左の報告書を提出せり
請願文書表第一回報告書

同日豫算委員長より分科擔當委員の兼務を左の如く決定せる旨報告書を提出せり

第三分科兼務
第四分科擔當委員　男爵南岩倉具威君

去る二十六日政府より左の議案を提出せり
巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案
大正六年勅令第二百二號（承諾を求むる件）

○議長（公爵德川家達君）　是より本日の會議を開きます、議事日程第一、侯爵醍醐忠重君、男爵尾崎三良君、深野一三君、田邊輝實君、男爵眞鍋斌君、兒玉利國君、川上親晴君、岩村兼善君請暇の件、醍醐侯爵は公務に付き會期中、尾崎男爵病氣に付三十七日間、深野一三君病氣に付二十八日間、田邊輝實君病氣に付き二十六日間、眞鍋男爵病氣に付き二十六日間、兒玉利國君病氣に付き十三日間、川上親晴君病氣に付九日間、岩村兼善君病氣に付き十三日間の請暇でございます、何れも許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、

○議長（公爵德川家達君）　巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案、政府提出、第一讀會、

〔河井書記官朗讀〕

巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

右勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正七年一月二十六日

内閣總理大臣　伯爵寺内正毅
内務大臣　男爵後藤新平

〔左の議案は印刷を經ざるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

巡査看守退隱料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

第二十六條中「警視廳消防手」ヲ「判任官ノ待遇ヲ受クル消防手」ニ改ム

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣男爵後藤新平君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵後藤新平君）　唯今當議場に提出いたしました巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案の提出の理由を簡單に申上げます、本案は最も單簡なるものでございますが、此提出いたしました趣旨は、是まで警視廳の消防手のみに限つて居りました處のものを、大阪府に於ても消防手の改良を致しまして、警視廳の消防手同樣に判任待遇の消防手に改めまして、此退隱料並に遺族扶助料の恩典に浴せしむるやうに致したいと云ふのであります、又今後各地方に於きましても消防手を改良いたしますに付きましては此恩典に浴せしむるやうに致したいと云ふ所からして第二十六條中に「警視廳消防手」とありますのを「判任官ノ待遇ヲ受クル消防手」と改めます案でございます、御審議の上協贊を與へられんことを……

○議長（公爵德川家達君）　特別委員の氏名を御報告に及びます。

〔河井書記官朗讀〕

巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案特別委員
侯爵花山院親家君　子爵秋月種英君
子爵松平乘長君　小野田元凞君
男爵千秋季隆君　南宏君

湯淺倉平君　　田島竹之助君
鈴木周三郎君

○議長（公爵德川家達君）　大正六年勅令第二百二號承諾を求むる件、會議

〔河井書記官朗讀〕

大正六年勅令第二百二號

右帝國憲法第八條第二項ニ依リ承諾ヲ求ムル爲勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正七年一月二十六日

内閣總理大臣　伯爵寺内正毅
内務大臣　男爵後藤新平
海軍大臣　加藤友三郎
陸軍大臣　大島健一
外務大臣　法學博士子爵本野一郎
司法大臣　松室致
文部大臣　岡田良平
遞信大臣　男爵田健治郎
農商務大臣　仲小路廉
大藏大臣　勝田主計

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ小額紙幣發行ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名　御璽

大正六年十月二十九日

内閣總理大臣　伯爵寺内正毅
内務大臣　男爵後藤新平
海軍大臣　加藤友三郎
陸軍大臣　大島健一
外務大臣　法學博士子爵本野一郎
司法大臣　松室致
文部大臣　岡田良平
遞信大臣　男爵田健治郎
農商務大臣　仲小路廉
大藏大臣　勝田主計

勅令第二百二號

第一條　政府ハ補助銀貨ニ代用スル爲臨時必要ニ隨ヒ五十錢、二十錢及十錢ノ小額紙幣ヲ發行スルコトヲ得

第二條　政府ハ小額紙幣發行高ニ對シ同額ノ通貨ヲ以テ其ノ引換準備ニ充テ日本銀行ヲシテ之ヲ保管セシム

第三條　小額紙幣ハ十圓迄ヲ限リ法貨トシテ適用ス

第四條　小額紙幣ハ通貨ヲ以テ之ヲ引換フ

小額紙幣ハ日本銀行本支店ニ於テ之ヲ引換フヘシ但シ五圓ニ滿タサル端數ハ引換通貨ノ到達スヘキ時間引換ヲ延期スルコトヲ得

第五條　小額紙幣ノ形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　小額紙幣ノ發行、銷却及損傷紙幣ノ引換ニ關スル規定ハ主務大臣之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

小額紙幣ハ講和條約調印ノ日ヨリ一年ヲ經過シタル後ハ之ヲ發行セス

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣（勝田主計君）　唯今議題となつて居ります大正六年勅令第二百二號は小紙幣發行の件でございます、御承知であらせらるゝ如くに時局以來商工業極めて殷振を致しまして、それが爲めに補助貨幣の不足が非常に甚しくなつて來ましたので、政府に於きましては此補助貨幣の不足を充たす爲に補助貨幣の鑄造に付きまして全力を盡して働いて參りましたのでありますが、到底此不足を供給することが出來ませぬので、殊に昨年末に至りまして年末の決濟を控へて居る際でありまして、急に補助貨の供給を潤澤に致さなければならぬと云ふやうな狀況が起つて來ましたので、已むを得ず小紙幣を發行するの議を極めまして、之を議會に御諮りを致す所の餘地もありませぬのでありましたからして、緊急勅令と致して、憲法第八條第一項に依て發布を致した次第でございます、此小紙幣は大體五十錢と二十錢と十錢を造る、さう致しまして、此準備と致しましては通貨を以ちまして全額の準備を置いて置く、斯樣な立て前に致しました、尤も此小紙幣なるものは、臨機に之を發行いたすことに致しましたのでありまするからして、此時局が終了致しまして一年經てば其以後は是は發行を致さない、斯樣な大體規定を致しまして發行することに致しました次第であります、尚ほ詳細なることは委員會等で申上げまするが、右の樣な誠に已むを得ざる次第で、緊急勅令を以て發行を致しましたことでございまするからして、御審査の上御承諾を與へられむことを偏に希望致します

○議長（公爵德川家達君）　特別委員の氏名を御報告に及びます。

〔河井書記官朗讀〕

大正六年勅令第二百二號（承諾を求むる件）特別委員

伯爵松平賴壽君　　子爵前田利定君
子爵八條隆正君　　和田彦次郎君
男爵黑田長和君　　仁尾惟茂君
木村誓太郎君　　石渡譲二君
安田善三郎君

○議長（公爵德川家達君）　次の議事日程は後より御通知に及びます、本日は是で散會。

午前十時二十二分散會

○大正七年二月四日（月曜日）

午前十時十三分開議

議事日程　第四號

第一　**男爵勝田四方藏君、豐川良平君請暇の件**

第二　**舊韓國貨幣の處分に關する法律案**（政府提出）　**第一讀會**

第三　**大正六年勅令第二百二號**（承諾を求むる件）　**會議**（委員長報告）

第四　**巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案**（政府提出）　**第一讀會の續**（委員長報告）

○議長（公爵德川家達君）　是より諸般の報告を致させます。

〔成瀬書記官朗讀〕

去月三十日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

大正六年勅令第二百二號（承諾を求むる件）特別委員會

委員長　伯爵松平賴壽君
副委員長　子爵前田利定君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

大正六年勅令第二百二號（承諾を求むる件）可決報告書

去月三十一日請願委員長より左の報告書を提出せり

請願文書表第二回報告書

去る一日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案特別委員會

委員長　侯爵花山院親家君
副委員長　小野田元凞君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案可決報告書

同日政府より左の法律案を提出せり

舊韓國貨幣の處分に關する法律案

○議長（公爵德川家達君）　是より本日の會議を開きます、去月三十日男爵病氣に付き第三部理事を辭任の趣を申出でられました、許可いたして御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、第三部に於て其補闕選擧を行はれむことを望みます去る二日豐川良平君病氣に付請願委員を辭任せられました、是も許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、第九部に於て其補闕選擧を行はれむことを望みます

○議長（公爵德川家達君）　議事日程第一、男爵勝田四方藏君、豐川良平君請暇の件、勝田男爵病氣に付き三十三日間、豐川良平君病氣に付き十二日間の請暇でございます、何れも許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第二、舊韓國貨幣の處分に關する法律案、政府提出、第一讀會。

〔河井書記官朗讀〕

舊韓國貨幣ノ處分ニ關スル法律案

右勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正七年二月一日

内閣總理大臣　伯爵寺内正毅
大藏大臣　勝田主計

〔左の議案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す〕

舊韓國貨幣ノ處分ニ關スル法律案

朝鮮ニ於テ舊韓國貨幣條例ニ依リ發行シ又ハ通用ヲ認メタル貨幣ハ大正九年十二月三十一日迄從前

ノ通適用ス

前項ノ貨幣ハ通用期間經過後五年間ハ政府ニ於テ通貨ヲ以テ之ヲ引換フ

葉錢ハ當分ノ內朝鮮ニ於テ從前ノ通適用ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員白仁武君演壇に登る〕

○政府委員(白仁武君)　本法律は舊韓國貨幣條例に依つて通用いたして居りまする貨幣を、今度朝鮮に於て貨幣法を實施いたしまするに付きまして、此法律を以て舊貨幣の通用期間を定め、而して漸次貨幣法に依る所の貨幣に引換へまする、其順序を立てるが爲に施行せむとする法律であります、此法律の條文に示しまする通りに、舊韓國貨幣條例に依つて發行しまして通用を認めてある所の貨幣は、大正九年十二月三十一日までの通用期間を與へたい、而して此期間經過後五箇年間は、政府は之を貨幣法に依る所の貨幣に引換へると云ふことであります、又葉錢の方は當分の內朝鮮に於て從前の通り通用を認める極く簡單な法律でございます。

○男爵石黑忠悳君　ちよつと御質問申しますが、大正九年の十二月三十一日と云ふ期限を定められましたことは、どう云ふ譯でございまするか、一つ承はりたうございます。

〔政府委員山縣伊三郎君演壇に登る〕

○政府委員(山縣伊三郎君)　唯今御尋の廉をちよつと聞き漏しましたが、今一應願ひます。

○男爵石黑忠悳君　此期限を大正九年十二月三十一日と云ふことがございまするが、此期限はどう云ふ所から出ましたか。

○政府委員(山縣伊三郎君)　是は此通用を……今日までの通貨の通用を二年許しまして、後は五箇年の間に引揚をなすと云ふことになりまするから、此年限が此所へ出たと思ひまする。

○男爵石黑忠悳君　それは此文面で了解を致して居りまするが、此大正九年十二月三十一日迄とせられましたのは、何か是は故がありまして日限を置かれましたことゝ存じますが……

○政府委員(山縣伊三郎君)　ちよつと取調べて更に御答を致します……御答します、唯今使用して居りまするものが先づ二百萬以內でありますから、それ位のものならば、此大正九年十二月三十一日迄に皆引上げらるゝと云ふ考であります、それで此大正九年十二月三十一日と定めたのであります、左樣御承知を願ひます。

○議長(公爵德川家達君)　特別委員の氏名を御報告に及びます。

〔河井書記官朗讀〕

舊韓國貨幣の處分に關する法律案特別委員

公爵近衞文麿君　子爵水野直君
岡喜七郎君　男爵小畑大太郎君
男爵藤堂高成君　男爵東鄕安君
石井省一郎君　牟田口元學君
依田仙右衞門君

○議長(公爵德川家達君)　第三、大正六年勅令第二百二號、承諾を求むるの件、會議、委員長報告、伯爵松平賴壽君。

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため玆に載錄す以下之に傚ふ〕

大正六年勅令第二百二號

右承諾すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年一月三十日

右特別委員長
伯爵　松平賴壽

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵松平賴壽君演壇に登る〕

○伯爵松平賴壽君　唯今議題になりました大正六年勅令二百二號の委員會の經過を御報告し及結果を申上げます、此の委員會は一月三十日委員會を開きまして正副委員長の互選並に引續き會議を致した次第であります、此委員會のことは、委員會に速記を付けてございますから、それを御覽になりますれば、詳しく御分りになることゝ存じて居ります、併ながら一應順序として申上げて置きますが、此今度の勅令の事後承諾を求むるの件に付きましては、時局の關係が發生致しましてから、我國の通貨と云ふものが非常に膨脹いたして參りました、そこで一般の通貨と補助貨との割合に於きましても事前に比しまして、非常なる不權衡を生ずるやうなことになつて參りました、それ故に補助貨の缺乏を生じましたる關係上、それを補ふ爲に此小紙幣の發行をすると云ふことが必要になつて參りまして、勅令で御覽になります通り、此小額紙幣を發行する緊急勅令を發布された譯であります、之に付きまして政府委員から縷縷詳しい說明をせられましたし、又委員の方々も隨分詳しく御質問になりましたのでございます、それで委員の或る方より御質問になりました重もなる二三を此に申上げて置きます、それは小紙幣を發行する理由と云ふものは、急に鑄造することが……補助貨幣を鑄造することが出來ないのである故に、銀貨で出すよりは印刷して紙幣で出した方が早く出來るから、それが爲の目的であらうかと云ふやうな御質問もございました、又それに付きましては政府委員は、銀の材料を得ることに付て困るから、それ故に寧ろ小紙幣で出して、紙幣にして置いたならば其方が拵へるのに便利であるし、又材料を得るのに大變便利であると云ふやうな譯で、之を出したと云ふ答でありました、最後に至りまして、委員の中から、此小紙幣の勅令を出されまして居りますのはどうか此六月から七月に掛けて特別議會がありました節になぜ此の小紙幣を發行すると云ふことに付て、議會へ御提出にならなかつたかと云ふ御質問がございました、之れに付きまして政府の方の御答辯は、昨年臨時議會の前にも色々考へては居つたけれども、補助貨を先づ出すと云ふことも一案であると云ふやうな考は有つて居なかつたことはなかつた、併し昨年臨時議會の時には小紙幣を拵へると云ふ具體的の案まで立てては居らなかつたのであるから、議會の協贊の必要……協贊を經て造ると云ふ必要はないやうに其の時は思つて居たのでありますが、併し昨年末に於きまして如何にも此の商業上、小紙幣の必要を認めて、已むを得ず玆に至つた次第であると云ふ御答辯でございました、で御質問は先づ是れ位のことでございまして、詳しいことは速記錄にございますから、御覽を願ひます、此委員會の結果は委員全體一致に於きまして承諾をして差支ないと云ふことに委員會で決定した次第でございます、經過を申上げて置きます。

○議長(公爵德川家達君)　本案に承諾を與ふべしとする諸君の起立を請ひます。

〔起立者　多數〕

○議長(公爵德川家達君)　過半數と認めます。

○議長(公爵德川家達君)　第四、巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案、第一讀會の續、委員長報告、花山院侯爵。

巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年二月一日

右特別委員長
侯爵　花山院親家

貴族院議長公爵德川家達殿

〔侯爵花山院親家君演壇に登る〕

○侯爵花山院親家君　唯今議題と相成りました巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案の委員會の經過並に結果を御報告申上げます、此委員會は去る二月一日に正副委員長の互選を行ひまして、引續いて會議を開いたのでございます、本案は先に本會に於きまして內務大臣提出の理由を御述べになりました如く、至つて簡單なる改正案でございます、今其趣旨を申上げますと、此退隱料並に遺族扶助料の恩典に浴して居つた者は警視廳の消防手のみに限られて居つたのでございます、然る所が大阪府に於きまして消防手が漸次改善せられまして、其訓練も行屆き不備の點も誠に無くなりまして整頓を致したのであります、そこで警視廳の消防手と同樣に判任官の待遇の消防手に改めまして、さうして此恩典に浴せしむるやうに致したいと云ふのが本案の趣旨でございます、尙ほ今後各府縣に於きましても消防手の改良を圖りまして、漸次に其恩典に浴せしむるやうに致したいと云ふことに依りまして、第二十六條中に「警視廳消防手」とございますのを單に「判任官ノ待遇ヲ受クル消防手」と改むる案でございます、委員會に於きましては二三質問はございましたが、何等の議論もなく全會一致を以て可決せられました次第でございます、右御報告申上げます。

○小野田元凞君　此法律案は極めて簡單なる法律案でありまする故に讀會省略を以て御採決あらむことを希望いたします、滿場の諸君の御贊成を願ひます。

○伯爵萬里小路通房君　贊成。

○伯爵吉井幸藏君　贊成。

○三宅秀君　贊成。

○子爵松平乘長君　贊成。

○男爵石黑忠悳君　贊成。

○男爵高木兼寬君　贊成。

○男爵千秋季隆君　贊成。

○高崎親章君　贊成。

○山脇玄君　贊成。

○江木千之君　贊成。

○子爵青木信光君 贊成。

○議長(公爵德川家達君) 小野田君の讀會省略の動議に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 三分の二以上と認めます原案に御異存ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます、次の議事日程は本院公報を以て御通知に及びます、本日は是で散會を致します。

午前十時三十四分散會

○大正七年二月九日(土曜日)

午前十時五分開議

議事日程 第五號

第一 請願委員長報告

第二 徴兵令中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第三 舊韓國貨幣の處分に關する法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第四 帝國在鄕軍人會國庫補助の請願 會議

○議長(公爵德川家達君) 是より諸般の報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

去る四日本院に於て承諾すへきものと議決したる左の政府提出案は即日之を衆議院に送付せり

大正六年勅令第二百二號(承諾を求むる件)

同日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日之を衆議院に送付せり

巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

同日第九部に於て請願委員豐川良平君の補闕選擧を行ひしに其の結果和田維四郞君當選せり

同日請願委員長より分科擔當委員を左の如く決定せる旨の報告書を提出せり

第三分科擔當 和田維四郞君

同日豫算委員分科會に於て當選したる主査の氏名左の如し

第一分科主査 子爵前田利定君

第二分科主査 男爵小澤武雄君

第三分科主査 男爵髙木兼寬君

第四分科主査 男爵村上敬次郞君

第五分科主査 男爵武井守正君

第六分科主査 子爵稻垣太祥君

同日決算委員分科會に於て當選したる主査の氏名左の如し

第一分科主査 安立綱之君

第二分科主査 子爵野村益三君

第三分科主査 子爵伊集院兼知君

去る六日特別委員長より左の報告書を提出せり

徴兵令中改正法律案可決報告書

同日請願委員副委員長より左の報告書を提出せり

請願委員會特別報告第一號

一昨七日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

舊韓國貨幣の處分に關する法律案特別委員會

委員長 公爵近衞文麿君

副委員長 岡喜七郞君

同日委員長より左の報告書を提出せり

舊韓國貨幣の處分に關する法律案可決報告書

請願文書表第三回報告書

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

酒造稅法中改正法律案

酒精及酒精含有飮料稅法中改正法律案

麥酒稅法中改正法律案

所得稅法中改正法律案

戰時利得稅法案

同日衆議院より左の政府提出案を否決せる旨の通牒を受領せり

郵便法中改正法律案

淸涼飮料稅法案

自家用醬油稅法中改正法律案

砂糖消費稅法中改正法律案

輸出菓子糖菓原料砂糖戾稅法中改正法律案

織物消費稅法中改正法律案

石油消費稅法廢止法律案

通行稅法廢止法律案

○議長(公爵德川家達君) 是より本日の會議を開きます、一昨七日本院議員宗像政君薨去の報に接しました、誠に痛歎の至に堪へませぬ、依つて弔詞を送りたいと存じます、御異議はございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第一、請願委員長報告、細川侯爵。

〔侯爵細川護立君演壇に登る〕

○侯爵細川護立君 請願委員會の御報告を申上げます、正副委員長の選擧、分科の決定、及分科擔當委員の選定、各分科主査の選擧は何れも一月二十二日に行ひました、而して之に關しまする詳細なることは既に公報を以て御承知と存じまして茲に省略いたします、委員會は二回、分科會は七回開きました、文書表の報告が三回、委員會の特別報告が一回でございます、請願書の受領件數が八十六件、二百一通でございます、同じく連署人名數が一萬九千五百二十九名でございます、審査の經過及結果を申上げますると、八十二件、百九十六通の中院議に付すべしと議決いたしたものが一件、一通、院議に付するを要せずと議決いたしたものが八件、十通でございます、審査未了のものが七十三件、百八十五通、尙ほ請願文書表に掲載いたしませぬ件數が四件、通數に致して五通でございます、右御報告申上げます。

○議長(公爵德川家達君) 徴兵令中改正法律案、政府提出、第一讀會の續、委員長報告。

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

徴兵令中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年二月六日

右特別委員長 伯爵林博太郞

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵林博太郞君演壇に登る〕

○伯爵林博太郞君 徴兵令中改正法律案の經過並に結果を簡單に御報告に及びます、此特別委員會は前後八回會議を致しまして、十分に審議を凝しましたが、既に御手許に速記錄も上がつて居りますから、十分に御熟讀になつたことゝ考へますに依つて私は簡單に其重要なる事項に付きまして御報告を致すことに止めて置きます、此改正案は趣旨とする所が、徴兵必任義務の精神を貫徹し、而して其義務の均等を出來得る限り圖ると云ふ點が、即ち重大なる所でございます、今迄は徴兵を猶豫する制度になつて居りました、即ち丁年に達しても願を出せば檢査を受けずして之を猶豫することが出來たのでありますが、今回は之を改正し猶豫を改めて延期の制度に致しました、丁年に達すれば悉く身體檢査を行つて而して之に合格したる者は徴兵に取る、又中學以上の學校に於て將來學術を勉强する所の者に對しましては、二十七歲を最長限度と致しまして延期を許すことに致しましたのであります、而して現在の所では願を出して而して籍だけを中等學校以上に置いて置けば徴兵が猶豫されたのでありまして、狡猾なる學生は之を利用するやうな弊がありましたが、之を出來るだけ矯める精神を汲みまして改正をすることになりました、其當該學校の卒業の時期を參酌いたしまして、而して之を延期する時期を定めたのでございます、勿論甲の學校より乙の學校へ轉學等を爲す際に於て、若干の空隙を生ずることがある、其際は今迄通り學生の將來の修業に妨なき範圍内に於て文部省に於て其便宜を圖ると云ふことを以て、其聯絡を矢張り付けることに致してございます、而して此二十七歲を最長限度と致しましたことに付きまして相當の議論がございました、即ち我が日本の學生の中に於きまして、最も長き時期を要するのが、帝國大學の醫科大學の卒業期でありまして、是が年に依ると現に二十七歲以上になつて居る場合がありまず、即ち現在に於ても二十三名ばかりは或は二十七歲以上になりはしないかと云ふ虞があるのでございますが、御承知の如く臨時教育會議等に於て、將來は七年中學が實行されることになり、即ち大學に這入る迄の時期が短縮せられることが一つありまするのと、日本の學生の卒業の時期が帝國大學に於ても年々若くなると云ふ傾向を持して居ると云ふのが二つ、更に又此法令を實行する迄には相當の時期を要するのでありますから、其期間に於て是等の不都合は除かれると云ふことになりまするので、二十七歲と云ふことも相談が會議で纏まつた次第でございます、次に此改正案の骨子とも云ふべき問題がございまして、それは即ち此尋常師範學校の卒業生が現在に於ては六週間現役に止まつて居るのであつて、是では軍隊精神を普及する上に於きまして誠に不十分である、一は必任義務の精神を貫徹すると共に、軍隊精神の一貫したる普及を圖る爲に、此六週間を改めて一箇年に爲すことに致したのでございます、之に付ても相當の議論がございました、六週間現役と云ふのを一箇年に延ばすと云ふことは、九倍の日時を假に殖やすと云ふことになりまして、是は急激なる變化を及ぼすことになる、其負擔たるや頗る重大

なものになつて來たのでございます、即ち師範學校の卒業生には、其卒業後に於きましては、我が帝國の小國民を教育する所の重大なる義務を持つて居る、而かも此の義務に附加するに更に一年の現役兵と云ふものを以てすると云ふことは、或る意味に於いては二重に重大なる義務を負はすることになるのであります、併ながら軍隊精神と云ふものを普及するのには決して六週間を以つて足れりとなすことは出來ないのである、少くも今日の進んだ所の軍人精神を教へ軍隊精神を一貫する上に於きましては、どうしても一箇年と云ふものは之れに要するのであると云ふことに落著いたしまして、是れも六週間を一年に改めると云ふことが穩當であると云ふことに極まりました次第でございます、で今迄は六週間の現役に對しまして其の期間俸給を全部仕拂つて居りましたが、今回は即ち一箇年に改まるのでありまして、其期間全部の俸給を仕拂ふ必要もないのであつて、從つて之に對しましては凡そ八割の俸給を支給することゝして、其之に要する所の費用の五十八萬圓內外と云ふものは之を支辨することに內閣の閣議に於ても定まつた次第であります、此支辨の方法が極つた以上に於きまして、軍隊精神の普及の必要を認め、同時に軍人精神が十分に師範學校生徒に貫徹して、其精神を以て小國民を養成する事になりましたら頗る有利なる所の事になるのでありまして、其點を審議の上、矢張り原案通りに可決いたしました次第でございます、尙ほ此猶豫の事に付きまして海外に居住する所の者に付ての規定も改まつた次第でございます、即ち歐米に居る所の者は從來は三十二歲迄でございましたのを、五年後備と云ふことが今度十年後に改まりました結果と致しまして、三十七歲まで之を延期することに定めたのでございます、支那であるとか、露領沿海州であるとか云ふ方面の移住者に對しまして此規定を適用しませぬのは、徵兵忌避と云ふことの爲に容易く此方面には移住が出來まするのでございますから、それ等の點を參酌いたしまして、此方面へは之を許可しない所の方法を講じたのでございます、尙ほ此歐米に行く者に付きましても二十歲の時に於ては徵兵の檢査を致しまして其丁度を越えました者は服役をしませぬければ之に行くことを許さないやうに致しまして、是も必任義務の均等を圖る上に於きまして、十分に考慮いたしました次第でございます、以上三點は此改正案に付きまして最も重大なる點でございます、是等に付きまして八回、十分に審議を凝らしまして、愼重審議の結果全會一致を以て可決いたしました次第でございます、尙ほ本案に付きまして希望が二三出て居りますそれを簡單に申上げて見ますれば、大要次の如くでございます、一年志願兵並に現役兵と云ふものゝ入營の時期を十二月と云ふことは頗る學生の爲に不便な時期であるから、之を出來るだけ春期にするやうに改めて貰ひたい、第二には此一年志願兵の教育と云ふものに對しましては成るべく現役中に之を完全に終了すると云ふやうにして貰ひたい、若し必要已むを得ざる場合に際しまして、豫備教育に於て更に學術技能を授ける必要があります際に於ては、出來るだけ之を短縮する方法を考慮あらむことを望むと云ふことが第二でございます、第三には是は海軍に關係した問題でございますが、下級海員に對しては殊に水兵教育を若干の期間に涉つて教育を致して、海軍の兵籍に編入を致し、有事の際には之を動員し得る所の方法を講じたならば、海軍の將來に取りましても頗る有益なることゝ考へるんであるから、それは此徵兵令と關聯して十分に詮議あらむことを望むと云ふことでございます、大要以上の三つが希望と致しまして述べられた次第でございます、委員會に於きましては全會一致を以て此希望を申述べた次第でございます、政府は出來るだけ之に對して考慮すると云ふ御答があつたのでございます、徵兵令改正法律案に付きましての要領は、大略右の通りでございます、特別委員會に於きましても十分審議の結果之を可決いたしました次第でございますから、本議場に於きましても十分御審議の上、委員會の通りに可決あらむことを希望いたします、是にて報告を終ります。〔發言の許可を求むる者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　海軍大臣から發言の通告がございました、海軍大臣。

〔國務大臣加藤友三郎君演壇に登る〕

○國務大臣(加藤友三郎君)　唯今徵兵令に關する委員長の御報告に附帶いたしまして御希望條件として三箇條御述べになりました、最後の下級船員に關しまする問題に付きまして當局の意思を此機會に申上げて置くことは御參考にならうかと考へるのでございます、實は徵兵令の委員會に私が出席を致しまする機會を得ませぬのでございましたので、常に政府委員を以て御質問其他に應答を致させて居りました十分私共の考へて居ります所の意思を申上げる機會を得ませぬかつたことは誠に遺憾に存ずる次第でございます、唯今の下級船員に關する問題に付きましても、委員會に於きまして政府委員が十分に、我々の考へて居ります意思を申上げ得なかつたことも亦甚だ遺憾に存ずるのでございます、故に此機會に於きまして、私は此問題に付て海軍當局として考へて居りまする所を一言して置きたいと存ずるのでございます、御希望の御趣旨は、即ち船舶に乘組むべき下級船員に對して、平時より之を兵籍に編入して、有事の際には船舶乘員として、又海軍としては相當軍事行動に對し之を使用いたさすと云ふのが御趣旨であらうと存ずるのであります、當局の考へまするには、あの多數の下級船員全部を、平時より兵籍に編入いたして、戰時には之が召集を免れると云ふが如き法規を設けて置く必要は感じませぬのでございます、御承知の如く戰時に船舶の船員が必要であると云ふことは申す迄もないことでございます、陸海軍に於きましては多數の船舶を徵集いたしまして、其船員と共に運送船其他の任務に就かせまする、又其他貿易に關しましても多數の船舶が之に從事いたすことも必要であることも申すまでもないことでございます、從つて是等船舶に乘込みます下級船員は戰時に於きましても其固有の船員たる業務に服させますことの必要なることは、是亦申すまでもないことでございます、併ながら是等の船員が戰時に、船舶の固有の業務に服することの必要のありまする場合には是等の船員は召集を免るゝ途は今日に於ても開いて居るのであります、平時より之を編入して置かなくても、彼等が船員として働きます所の妨になることは何等ないのでございます、又海軍と致しまして、船員が全部兵籍に編入してありませぬと戰時に於て困ると云ふやうな事はあるまいと考へて居ります、勿論多少の船員は戰時に海軍が之を使用いたしますと云ふことは今日に於ても計畫を有つて居ります、併ながら其全部を兵籍に編入いたして置かなければ戰時に困ると云ふが如き計畫は今日に於て持つて居りませぬのでございます、勿論是等船員を兵籍に編入して置きたいと云ふ御趣旨は一應理由のあることゝ考へては居ります、併ながら前申上げまする通りに、是が船員として必要である場合に之を召集しない途さへ開いて居れば何等困ることはないと考へて居ります、戰時には御承知の如く、官私立の工場に於きましては多數の軍需品を製造いたさなくてはならない、是等軍需品の製造に從事いたします職工は亦戰時に於て召集いたさないやうに途が今日開いて居るのでございます、是亦若し戰時必要であると云ふことでありますならば、矢張り平時から兵籍に編入いたして置かなくちやならぬと云ふ議論も一方に於ては立つと考へます、右樣な次第でございますから平時より船員を兵籍に編入いたして置かなくちやならぬと云ふ必要は當局は今日は認めて居りませぬのであります、假に之を必要ありと致しまして、海軍當局が平時に是等の多數船員に海軍の軍事教育を施すと云ふことになりますと云ふと實行上に於ては非常な困難を感じます、御承知の如く現在に於きましては、東京の商船學校、地方の商船學校是等を卒業いたしました者は海軍豫備員に致すと云ふことになつて居ります、東京の商船學校を卒業いたしまする者は海軍に於て若干月間軍事教育を施しまして、高等船員となりまする場合に海軍の高等官の豫備員となつて、地方の商船學校を卒業いたしました者は、現在の規定に於きましては軍事教育は施して居りませぬ、併ながら是が卒業いたします場合に下士官として豫備員と云ふものになつて居ります此豫備員には今日の規定では不備を感じて居りますどうか或る規定を設け、或る方法を講じて是に相當の軍事教育を施すと云ふ道を明けたいと云ふ考で、唯今折角詮議いたして居るので、是等が戰時に於きまして海軍の豫備員と致しまして、後方の勤務等に服させる考へで居るので、數萬に亘る下級船員を平時海軍の海兵團に入れて、若干日間軍事教育を施すと云ふことは、現在の設備に於ては無論出來ませぬ又之を漏れなく致すと云ふことは容易の業でないと考へます、假に其教育が出來たと致しても、是が船員として各其業務に復歸いたします場合に、海軍當局が是に多少の監督を加へる必要があると考へまするが、今日に於きましては、是が監督に付ても成案は持ちませぬのであります、御趣旨は一應御尤と考へて居ります、併ながら實際に於きましては斯の如き必要を今日に於て感じて居りませぬと云ふ事を此機會に於て御參考までに申上げて置くのであります

○議長（公爵德川家達君） 前田子爵……

○子爵前田利定君 まだ發言いたしませぬ。

○議長（公爵德川家達君） 前田子爵は質問をなさりたいとか云ふ……

○子爵前田利定君 唯今いたして宜しうございますか、私は質問したいと考へて居りました、本員が御尋いたさうと存じました部分に付きまして、唯今海軍大臣から御説明でありました故に質問は致しませぬが、唯今の希望決議に付きましては反對の考を持つて居ります、故に徴兵令中改正法律案の實體に付きましての御質問御議論が濟みました後で反對の所見を申述べたいと存じます、適當なる時機に御示を願ひたう存じます。

○議長（公爵德川家達君） 前田子爵は意見を御述べになりたい、……

○子爵前田利定君 左樣であります。

○議長（公爵德川家達君） 宜しうございます、江木千之君。

○江木千之君 本員は此改正案に賛成の趣意を簡單に申述べまして、併せて改正數箇條中の一箇條に付て、軍部當局の言明を得たいと考へるのであります此徴兵令の改正は要するに……

○議長（公爵德川家達君） 江木君に伺ひますが、本案に付て賛成の意見を御述べになりたいと云ふのでありますか。

○江木千之君 左樣です、併せて軍部……

○議長（公爵德川家達君） 然らば古賀君が質問をなさりたいやうな御樣子でありますから、其方を先に致しませう、古賀廉造君。

○古賀廉造君 陸軍當局者に質問いたしたい、本案の第十四條の現行法の六週間現役を改めて一年間現役兵となされたのは誠に時弊を救濟する必要の改正案と見て、軍事教育の目的を貫徹するには斯くなくては相濟むまいと思ひます、然るに此一年現役兵を終つた者を直ちに第一國民兵にせしむると云ふことになつて居ります、六週間の現役兵も矢張り終つた後に國民兵に編入すると云ふことになつて居ると思ふ、其點に付ては御改正のことになつて居らぬと思ふ、既に六週間現役では軍事教育の目的を達することは出來ないのである、隨つて之を一年現役兵にして軍事教育の趣旨を達しやうと云ふ御考であるならば、もう一層進んで何故に此兵役を終つた後に、一年志願と同じく豫備後備の方に編入することに御改めなかつたのであるか、尙ほ直ちに國民兵にせしむると云ふ現行法の儘に置かれたのでありますか、豫備後備に編入せしむるのと、國民兵に編入せしむるとは、どうも結果に於て非常な違ひがあるかと思ふ假令一年現役兵を務めても、其後に於て何等の復習もしないときには、其一年現役兵と云ふ者は遂に軍事教育のことはすつかり忘れてしまつて、六週間現役兵と同じ結果になる、豫備後備の役に就いたればこそ屢々復習して軍事教育の思想を常に發展することに相成る、それを抛つてしまつて、直ぐに國民兵に入れると云ふことは、一年現役兵に御改正になつた趣意は貫徹することにいかぬやうに思ふ、それを伺ひます次第でありますが、一應御説明を願ひたいのであります。

「國務大臣大島健一君演壇に登る」

○國務大臣（大島健一君） 古賀君の御質問に御答を致します、從來の六週間現役兵を改めて、一年現役兵とし、一年現役兵の終つた者を國民軍に依然入れて置くのは改正が半途ではないか、之を一年志願兵と同じく豫後備役に置かれたならば、其後の勤務演習に依つて、常に軍事教育を新にすることが出來て國民……小國民の教育の上に利益ではないか、斯う云ふ御議論のやうでございます、其點は考へました併し此教員は二十八迄を奉職義務の年限としてあります、それで師範學校を卒業して、先づ其二十八に至る間に於て一年間の教育を致しますれば、軍隊普通のことは無論、尙ほ一年志願兵と同じく將校になれるだけの程度の軍事教育を受け得る、此教育を新に受けた者が二十八迄は其義務年限を復興をする、若し其者を最初一年第一國民兵として置くけれども、若しそれが一年志願兵と同じく豫後備の將校になる希望を有ちますれば、二十八以後に於ても一年志願兵と同じく二回の勤務演習を行はして將校にする、斯う云ふ立前に致す積りであります、それで教育を一年志願兵と同じく十分に致し、尙ほ豫後備にしたらどうかと云ふ御考の點は實行の出來るやうになつて居ります、それを今御考のやうにしませぬであつたと云ふのは、二十八迄の義務年限と云ふものは餘り長いものではありませぬ、二十三に卒業をして一年間隊に附いて、それから學校の教職に就くとしますると、四年間しか義務の年限がない、のみならず其間に於て三箇月二回六箇月の勤務演習をしまして、一方は三年半になるけれども、是は忍ぶとしましても、一旦將校に、それはさうなりますと爲る譯である、一年志願兵の少尉と云ふもの、是が一旦將校となつた以上は二十八以前に於て教職を去つてもが既に將校となつたものであります、それで兵役を終ることになります、官費で一年志願兵にして、それが約束の年限を踏まずに去れば、教職を去れば、それで兵役が終つて仕舞ふと云ふやうなことになります其二十八迄は義務の教職にある年限が餘り短くなるから、先づ是は一年現役の儘置く、尙ほ終身教職に服すると云ふやうな人は、二十八の期間を終つた後に勤務演習をして將校にする、又それが丁度教育の分配としましても、卒業して暫く經つて後長く教職に居る人は再び勤務演習をして新に教育を受けて、長く教職に從事すると云ふことになつて其方が宜からう、斯う云ふ考で唯今のやうな規定になりましたのであります、御問ひの點はそれだけと思ひます。

○古賀廉造君 尙ほ續いて質問を致したい、宜しうございますか。

○議長（公爵德川家達君） 何ですか。

○古賀廉造君 まだ質問したい……

○議長（公爵德川家達君） 宜しうございます。

○古賀廉造君 今の陸軍大臣の御説明に依ると一年現役兵を終つて、二十八になつた後に志願の者は豫備後備にすると云ふ御趣意でありますか、そこがちよつと分り兼ねました。

「國務大臣大島健一君演壇に登る」

○國務大臣（大島健一君） 義務の年限を二十八で終りまして、其以後に於て豫後備の將校となる希望を有する者は、二十八年以後に於て各々三箇月の勤務演習を終つて、それで將校の能力のある者は將校にしやう、斯う云ふことでございます、一方はそれで此古賀君の仰せの如く之を戰時の將校たる用意に充て得ること、又一方には同じく一年の現役兵を終つた者と一年志願兵と何等變はる所のないものであるから、之に將校たるの名譽を持たせることが教育上にも宜しからうと云ふ考で、斯う云ふ規定になつて居ります。

○男爵伊東義五郎君 海軍大臣の唯今の御説明に對しまして、御質問いたしたうございますが、海軍大臣の唯今の御説明に依りますると、此商船に乘つて居る所の下級海員を海軍の兵籍に入れると云ふことは、到底今日に於ては出來ないのである、又それに對しては今日の狀態で何等差支ないことゝ認められて居るやうに御説明を承知いたしました、然るに此今日一方に於ては徴兵令の改正を斷行いたしまして擧國皆兵の實を擧げる、其際に於きまして商船に乘込む所の下級海員と云ふものは、如何なる狀態であるかと云ふことを見ますると、是は年齡十七歲に達しますれば、適當と見られる時には海員手帳と云ふものを渡されまして、さうして海員になつて、それに從事することが出來るやうになる、而して其海員と云ふものは今日どう云ふ狀態であるかと申せば、甚だ遺憾なることでございますが、今日我が通商の發展、所謂海上運輸の發展を圖る時期に於きまして其海員なるものゝ志願者は減ずると云ふ狀態である是はどう云ふ所から來たかと申せば、下級船員の水火夫でございますから、海の上でさう云ふ下級の地位に居つて仕事をするより、寧ろ今日は職工にでもなつた方が自分の便利と考へます、故にさう云ふことになるのでございます、一方には徴兵の爲に召集されて參るものがございますと云ふやうな狀態で、此海員を得ると云ふことは洵に困難の今日であると云ふことを承知して居ります、一方それならば、今度は戰時のことを考へて見ますと、戰時に於きましては此商船の大部分は海陸軍に徴發せられます、さうしてそれに徴發した時に、其所謂海員なるものは所謂どうも服役令と云ふやうなもので他の人を以て代ふることの出來ないもので其儘にして置くと云ふ御趣意の下で、戰時に何も義務を有たない海員を其令で以て乘込まして居る斯う云ふやうなことに今日はなつて居る、而してそれならば兎に角戰時徴發されたる船に乘つて居る海員は差支ないと見た所で、それならば一朝缺員を生じた場合は如何であるかと見ますると、此時に其船員を補ふことが出來るやうになつて居らない、然も今日は昔日と違ひまして、此潜航艇及諸種の機械水雷等も出來まして、なか〳〵今日の海戰には擊沈される場合も多し、非常に船員を失ふと云ふことは、是は今日の海戰の實況で明かでございます、どうしても此補充の人と云ふものは十分に研究して置かなければならぬ今日である、それから一方又海軍大臣は此職工のことゝ海員のことゝ比較せられまして、職工などは將來は所謂工業動

員と云ふこともされなければならぬ職工のことなどにも論及せられましたが、此職工などと云ふものは全く此海員とは別物であります、海員は、海軍大臣も御承知でございますが、一朝一夕に出來るものではございませぬ、之を其職工などと同じやうに戰時の制裁の下に置かれると云ふことは是は大變間違つたことゝ考へる、それで又一方此海軍の兵籍に入れると云ふことは、なか〳〵今日の場合は出來ないと云はれる……

○議長（公爵德川家達君）　伊東男爵に御注意いたしますが……

○男爵伊東義五郎君　はい是から質問を……

○議長（公爵德川家達君）　御質問でございますか。

○男爵伊東義五郎君　質問の趣意を……到底之に海軍の教育を與へると云ふことは不可能のやうに申されますけれども、然も此今日商船に乘込む所の下級船員と云ふものは、唯今申上げたやうなる、平時に於ては狀態であり、戰時に於ても益々是は十分に補充の途を講じて置かなければならぬ必要な時には、どうしても今日此徴兵令を改正される一方に擧國皆兵の實を擧げる一の缺陷のないやうに之を十分にしなければならない時期と私は考へます爲に、海軍大臣に御質問をしますするは、此平時に於きまして商船の下級海員を充して行くに不都合なく、之が減ずると云ふやうな憂がないことには、どう云ふ手段を採つて行かれますか、又戰時に於て之を海軍の兵籍に入れない以上、其補充の途は如何なる手段でせられますか、私共は此船員の……下級船員の豫備員と云ふものが出來て居りましたならば、是は又實に將來海軍の爲にもなりはしないかと考へまするからしてどうしても此處では此事は御攻究にならなければならぬ時期と考へますが今日其攻究をなさらずとも、戰時に差支ないと云ふ御確信のある所を伺つて置きたい次第であります。

〔國務大臣加藤友三郎君演壇に登る〕

○國務大臣（加藤友三郎君）　伊東男爵より色々の必要なる御理由も拜聽いたしましたが、要するに男爵の御意見は、今日下級船員を得ることが困難である故に之を兵籍に編入して、或る意味に於ては奬勵と云ふが如き裏面に意味を御含みになつて居るやうに察せらるゝのであります、下級船員を今日得ることの困難なることは、度々聞いて居ります、併ながら此奬勵法は必しも彼等を兵籍に編入しなければならぬ理由にはならぬと思ひます、奬勵法は別に法を設ければ、それで差支あるまいと考へる、又元來今回徴兵令改正の趣旨も、所謂國民皆兵主義と云ふことが根本の方針になつて居る、此兵と云ふことの中には海軍兵も含んで居るのであります、單に陸軍の兵のみではないのであります、若し此下級船員を兵籍に編入いたすと云ふことになりますれば、此船員なるものは徴兵から免れると云ふことになる、甚だ面白からざることを申すやうではありますけれども、船員となつて徴兵を忌避すると云ふ弊害が生ずることもあり得べからざることではないと思ひます、是等は最も避けなければならない問題ではないかと考へて居ります又補充の問題に付て頻に御意見がありましたが、補充と云ふことは單に此船員のみではないので、職工と比較すると比較にならぬと云ふ御意見がありますが、職工に於ても補充に困難をして居る、總て下級の者の補充は船員たると職工たると其他たるとを問はず、總て困難をして居ります、是は別に方法を講ずるの外ないと考へます、必しも之が爲に下級船員全部を兵籍に編入しなければならぬ必要はないと私は今日考へるのであります、又職工等に比較云々と云ふ御意見もございましたが、是は私は比較したのでない、職工にも斯の如き意見が出得る餘地があると云ふことを御參考に申上げたに過ぎないので、又戰時に於ては是等を兵籍に編入して置けば海軍では非常に必要であらうと云ふ御意見でありますが、私は斯の如く考へませぬ、普通船舶多數を陸海軍に徴發いたして之を使用いたしますにした所で、下級船員は依然下級船員であります、潛水艇其他に對する行動は其場合に臨んで豫備若くば後備兵を若干載せて、其不足を補ふと云ふ途も付くのであります、今日は事實斯の如くやつて居るのであります、必しも之を兵籍に編入しなければならぬと云ふ理由は發見し得ないのであります、私は是が海軍の教育をし兵籍に編入することは絶對に出來ないとは申さない、法を設ければ或は出來得るのでありませう、併し困難であると云ふことは先刻から申上げたのであります、要するに當局の意見としては先刻申上げた通りでございまして、遺憾ながら伊東男爵の御意見には御同意いたし兼ねますと云ふことを一言いたして置きます。

○男爵伊東義五郎君　唯今の海軍大臣の御答辯ではまだ私の伺ひました平時に於て下級船員の所願者の減退を防ぐのは奬勵の如何にあると云ふやうな御答辯でありましたが、而して此奬勵はそれではどう云ふ奬勵を執られて、實際今日既に海員の所願者の少いのはどう云ふ奬勵を政府は執られるか、尙ほ進んで一應承はりたい、それから又戰時の謂はゆる昔時と違つて今日の海戰では此徴發船舶のみならず商船まで非常に擊沈され、海員を失ふのは莫大である、それをどう云ふ方法を以て補ふか、それは併し海軍の豫後備をそれに向けるかも知れない、それは又海軍の謂はゆる海軍それ自身が非常に又それは必要があらうと思ひます、今日では海軍大臣は戰時に於ては最早や徴發商船其他に至るまでに海軍に不足を感じないだけの補充をする途があると云ふ御確信があるか、あれば其内容を承はつて置きたい、是は誠に大事な事で、今日徴兵令の御改正になるには是はどうしても講究して置かなければならぬ海軍の大問題即ち此の海員と云ふと些細なやうでありますけれども、既に海軍大臣も其範圍の廣いことは御認めになつて居る、併ながら之に又軍隊教育を與へると云ふことはむづかしいと云ふことで御考にもなつて居りますが、是は又見樣に依ては毎年度に分けて、そんな莫大な數にはならないだらうと思ひます、それから又一方陸軍志願兵、一年志願兵と云ふ色々制度があつて、兎に角皆兵と云ふ實を擧げられる今日でありますから、是は海軍大臣の言はれる通り講究したらやる途はあるだらうと思ひます、何分それは困難である、困難と云ふ事と今日國の必要に應じてやらなければならぬと云ふことは全く別のもので、私は困難だからいけないと云ふ問題とは全く是は問題にならないと思ひます、進みまして第二の點も明かにさう致せば戰時に於て謂はゆる商船徴發船とか其他の補充はどう云ふ人を以て今日充てるときは充てゝ居るか、斯う云ふ者があると云ふことの御明答を伺つて置きたい。

〔國務大臣加藤友三郎君演壇に登る〕

○國務大臣（加藤友三郎君）　船員の補充と云ふことは海軍大臣の所掌ではございませぬ、併ながら是は途を設けたら出來得ないこともあるまいと考へて居ります、唯茲に具體的に斯々の方法を持つて居ると云ふことは申上げ兼ねます、唯是は海軍の所掌に屬して居らぬと云ふことだけ御參考に申上げて置きます、又教育云々と云ふことゝございましたが、教育が絶對に出來ないとは申さないのであります、彼の如くにまで致して平時より之を兵籍に編入して置くの必要を認めないと云ふことを申上げる、御承知の如く彼等船員に若干の軍事教育を施して、是が戰時に軍事上の智識を保持し得るだけの教育を致すと云ふことは容易に出來ない問題であります、從つて平時兵籍に編入して置かなくても、戰時に當りまして所要の若干の數の者に對して臨時の處置を以て之に軍事の教育を施すと云ふことは是は可能のものであります、戰時突發いたしました場合直ちに船員全部が軍事教育を受けた者でなくてはならないと云ふ必要は軍事當局者は考へて居らない。

○江木千之君　私は茲に本案に贊成を致す趣意を簡單に申述べまして、併せて改正數箇條の一箇條に付て軍務當局の言明を受けて置きたいと考へるのであります、今回の改正は要するに一面に於ては皆兵主義に基いて兵役義務の均衡を圖ることゝ、又他の一面に於ては教育と兵役の關係に付て改善を加へると云ふ此二點にあると考へるのであります、而して此改正を促すの動機は我が貴族院が大正二年に建議を致して設けられた所の教育調査會に其端を發して居るのであります、而かも其時は大正二年より三年に亘つて居るのであつて、未だ今日の世界の大戰の勃發せざる前であるのであります、此時に於て我が教育社會が此點を深く考へ、改善を企て、それが今日茲に議會に於て改正を議することに運んだと云ふことに付て、本員は此改正案を贊成するの意を一層強くする次第であるのであります、然るに此改正案の中の一箇條、即ち六週間の現役兵を一年現役兵の制度に改むると云ふことに付きましては、他日或は法令改正の趣意に付て誤解を生ずることはないかと云ふことを甚だ懸念いたすのであります、徴兵令の改正に付きましては、曾ては僅かに三文字のことからして遂に騷擾を惹起したと云ふやうなこともありまするが、是は人知未開の時のことでありますで、今更斯樣なことがあらうとは考へぬのであります、併ながら今度の改正の徴兵令も唯之を明文だけに依て讀み下すと、或はどう云ふ解釋を下すであらうかと云ふことに付ては甚だ懸念するのである、六週間現役兵が一年現役兵の制度に改まる、是は察するに小

學教員の如きは洵に小役人とも申すべき者であつて且つ其生活狀態は常に生活難を歎じて居る有樣である、故に是等の者に對して二箇年の現役は甚だ困難であるから、恩典を以て御情けを以て之を一年現役で濟ましてやるのである、斯う云ふ趣意から出たものであると云ふが如き、或はさう云ふ解釋を取つて之に當り、此教育を引受ける部隊長などが其考へを以て之に當つたならば、此改正の趣意は全く減却されてしまふのみならず、改正の趣旨を期する所と正反對の結果を見るに至るであらうと云ふことを虞れるのであります、制度上小學教員のことに付ては往々誤解を生ずることが珍しからぬのであります、少し横道に這入るやうでありまするが、一の例を擧げて其場合のあることを明にしたいと考へるのであります、現行の市町村制に於て小學教員と云ふ者は市町村會議員となることを得ないと云ふことになつて居る、即ち市町村會議員の被選擧權を與へぬと云ふことになつて居るのであります、此大切なる制度が發布せられて、之を政府當局が地方長官等を召集して、訓示するに當つて如何なる解釋を下したか、其當時或る長官の質問に對して政府の說明員の答へる所は、小學教員なる者は高尙專門なる學識を有する者でない、徒らに辯舌を弄して人を瞞著する風がある、故に市町村會議員たることを得ざらしむるのであると云ふ驚くべき解釋を下して、一人の地方長官の之に對して疑義を挾む者もなく、其說明の筆記は印刷せられて、廣く各地方に配布せられたのであります、然るに常に小學教育の盛衰は國家の隆替に係る、小學教員の任は重大なるものであると云ふ考へよりして、薄給に甘じて其職務に汲々として居る所の教員等は、其政府の書面を見て、實に驚いたのであつた、それが爲に非常に物議を生じ、政府も茲に省る所があつて、能く其法の精神を或は我が模倣する所の外國の制度などに付て調べて見た所が全く其解釋が誤つて居つたのである、即ち小學教員なる者は人の子弟を預つて大切なる國民教育を施して居る者である、故に市町村に於ては父兄等に對して非常な勢力を有する者であ、斯の如く大なる勢力を有する者を以て市町村會議員たらしむるは其選擧の公平を缺くの虞があると云ふやうな理由を確かめたのであります、又國家教育の重任に當つて居る者に更に市町村の名譽職を負擔せしむると云ふことは負擔が過重であると云ふやうな所の理由を段々知られて即ち其の理由たるや何れも教員の位置を重んじ、教員の職を尙ぶ所より出て居ると云ふことを明かにして、更に之を各府縣に通牒して、此の物議を治めたと云ふ例もあるのであります、今若し此徵兵令の改正に付ても、先に申すが如き解釋を以つて此の一年現役兵の教育に當ると云ふやうなことがありましたならば、改正の趣意は全く減却されてしまふ、加之此特別委員會に於て附帶決議となつた所の四月の入營の制に改めると云ふことにせられたならば、是は最も望ましきことでありまするが、若しさう云ふことにせられたならば、此一年現役兵なるものは四月に入營して、秋季の大演習まで七箇月隔てるのみであります、十二月の入營で十一箇月を隔つるものに比べると、非常な相違がある、若し此場合に於て關係する所の部隊長等は是は一年現役である、二年を恕して一年で濟ましてやるのである、速成で教育を仕込む、十分ならぬが一人前の兵卒にしなくちやならぬと云ふやうな段々考を有つて之に過重なる課業を課したならば、其教員と云ふものは唯負擔に苦しむと云ふことを經驗するの外何にも得る所はないと云ふやうなことになりはしないかと云ふ懸念があるのであります、それで此等の者に對して畢竟是は皆兵主義よりして兵役の任務を盡すが爲に改正したのである、且又教育の上に於ては護國の義務を果した所の者を以て教職に充てたならば小國民の教育の上に於て護國の義務を十分に了解さすことが出來るであらう、斯う云ふ趣意があり、且又一年の現役を濟まして一通りの軍事教育を受けた者が國民教育の任に當ると云ふことは、國民教育の全體の趣旨を徹底せしむる上に於ても非常に効果がある、斯う云ふことが此改正の重もなる趣意になつて居ると云ふことを能く徹底せしめなくてはならぬであらうと思ふ、且又此改正の半面は過日臨時教育會議に於て決定せられた所の、學校の兵式教練と云ふものを振興して一は德育に裨補する、併せて體育に資する、斯う云ふ趣意を以て過日教育會議が決定され、政府當局も同意を表せられた、此意味と此一年現役兵の制度を立つたと云ふ事は、其精神は相一致する所があると考へるのであります、のみならず過刻委員長の報告には省略せられましたが、此一年志願兵、一年現役兵に付ては教員が一年の現役に服する間、市町村に於て是か代理を置かなくちやならぬ、又現役に服する所の兵も、其教員も相當の給與は續けなくちやならぬと云ふ必要がある、之に付ては今日の市町村は負擔に堪へられないのである、政府は此邊に付て如何なる處置を執られるかと云ふことは委員會に於て種々質問もあつた所が、陸軍大臣、文部大臣、或は政府委員の答が區々になつて、特別委員はどれを信じて此案を議して宜いか分らぬと云ふ有樣になり、遂に政府を代表して政府一致の意見を聽きたいと云ふことになつた所が、政府は之に對しては五十萬圓乃至六十萬圓位の國庫金を支出して、一年現役に服した所の教員の俸給の大部分を支辨してやると云ふ積りであると云ふことを確答せられたのであります斯の如く公費を惜まずして、さうして此一年現役の制度を設けられるのでありますが、是は軍事の爲に平時に於て用立つかと云ふと、直ちに第一國民兵に編入するのであつて、軍事の上から申せば平時に於て左まで用立つものではないのである、然るに拘らず、此數十萬の國庫金を支出して兵役年限を一年に延ばすと云ふ改正を企てると云ふことは、畢竟國民教育の上に重大なる關係があると云ふことを認めてことが出來るのであります、此等の趣意が能く此一年現役兵の教育を扱ふ者の腦裡に徹底して居なければ此改正の趣旨を徹底することは到底出來ないと考へる、のみならず唯苦しみだけを經驗すると云ふことになつたならば、そこは法律の期する所と反對の結果を生ずるであらうと云ふことを本員は深く憂慮するのであります、此邊に付ては軍務當局は如何なる考を有つて居られるか、又如何なる方法を執られるかと云ふことを、今日此場合に於て言明せられむことを希望するのであります、尙ほ第三の附帶決議は少し餘波に亘つて段々御議論が出たやうでありまするが、是は海軍大臣の申される如く、海員を悉く兵籍に入れるなどゝ云ふやうなことは、委員會の決議ではなかつたやうに考へるのでありますが、併し海軍大臣は斯樣に考へて居られると云ふことであり又之に付ては反對の御議論もあると云ふことでありまするが、本員は唯水兵の補充が今日一層必要になつて來た、之に付ても相當の方法を講ぜらるやうにと云ふ精神を以て此發議に贊成し、特別委員會は一致して贊成をしたのでありまするが、併ながら段々意思の齟齬して居る所もあるやうでありまするから本員は此點に付て此議場に於て餘り混雜を重ねるやうな議論の生ずることは好まぬのでありまするから未だ今後豫算總會もあり、豫算分科會もあり、當局と意見を交換をし、此事を決定するには隨分他に機會もあるであらうと考へまするから、是は前田子爵の御發議がありましたら、それに依つて之を今日決定するか、他日に之を保留するかと云ふことは其前田子爵の御說を承はつて決定しやうと考へるのであります。

〔國務大臣大島健一君演壇に登る〕

○國務大臣（大島健一君）　江木君の御質問に御答を致します、此一年現役兵の改正は非常な意味のあるものでありまするから、其意義を能く明にして置かぬければならぬ、それに付て斯う云ふ主義のものであらうと云ふて御述べになりましたことは、此改正に當つて恰も我々が考へて此改正を企てましたる趣意と大體同じ御趣意のやうに思ひまするから、私が茲に更に又之を繰返す必要はありますまいと思ひます、又法文を見ましても其點は十分明かに見えて居る考でございます、一年現役兵の制度を採らうと申しまするのは、其ものを以て我軍の戰鬪力を直接に增加すると云ふ考へは有つて居りませぬので、全く先程御話の軍事教育を完全に受けて、之を小國民に傳へて、是等の護國の義務を盡す素質を十分に養ふと云ふにありまして、此小學校の教員の國家萬般に對し、又護國の義務に對し重大なる任務を有つて居りまするので、是の力に依つて將來小國民の善惡が分れるのでありますから、重きを置いて居りますのは無論、從つて教育に付ても時期が四月に這入つてには一體の軍隊教育と相副はぬ點もある、是等は注意を要する點であらうと云ふ御注意も我々は特に注意を致して居るのであります、十分の努力を以て是等の教育を完うして、延いて小國民の教育を完うしたいと思つて居ります、で先程古賀君の御問に對して御答した豫後備の將校にすると云ふが如きは當人の希望に依り、又當人の位地を高めると云ふ點に於ても、同じく一年志願兵と同じ素養を有つて、同じ年月を勤務した者であるから、將校たるの能力ありと云ふ事を明瞭にするのが主でありまず、併し左樣相成つた者は戰時に之を用ひ得るのでありますから動員計畫等に於て或る時期に用ひるやうにするとしましてもが、必ず教育に非常な重大なる任務を有つ

て居るものであるから、其人を要すると云ふ、恰も今日の歐羅巴の大戰の如く非常な人を要する場合は格別、前申す直ちに戰鬪力増加の目的に使ふと云ふことは無論ない積りで、致しませぬ積りでございます、で今日歐羅巴などを見ましても、近頃になつて漸く手を怪我したとか、足を怪我して癈つたと云ふやうな者が教員になり、健全な教員が戰場に出ると云ふやうな情況になつて居るやうでございます、是は其精神を明かに、其方法を明かにしやうと云ふ御趣意のやうに見えましたが、此法文に於ても亦先程御話の俸給を給與し、尙ほ一年志願兵と違つて國家の費用を以て入營をさせて教育をすると云ふやうな點を見まするて、一年志願兵と異なつて、全く此國民教育の重要なる任務に充てる目的を以て國家がそれだけの費用を投じて教育して居ると云ふことは是で十分見えやうと思ひます、尙ほ併し總ての機會に於て今の主義を明かにする事に政府は努めまする

○高橋作衞君　海軍大臣に一二點伺ひたいことがございます、それは先程伊東男爵より色々御質問があつたことに付ての御答辯と、參考として御話になつたことに付て其中から二三點伺ひたいことがございます、先程委員長の報告に依りますと、此商船の下級乘組員のことに付ての希望條件と云ふものが出ました時に、海軍の政府委員に於きましては一度之に同意を表されて、又特別委員會に於ても全會一致を以て之を認めたと云ふのであります、然らば是は相當の理由があつて海軍の政府委員は一度は之を認められ、又特別委員會に於ても、先程委員長の報告せられたる如くに愼重の審査をせられたる結果でございますれば、相當の理由があつて之を認めたと考へる外仕方がないと思ひます、然るに先程海軍大臣が伊東男爵に御答へになつた所の內容を伺ひますると先づ申さば一も二もなく反對と斯う云ふ風に承はるのであります、然る場合に於きましては、一度政府委員に於て之を認め、今日は又根本的に全部取消になつたやうな有樣である、併し特別委員會では、一度其場合に於て其希望條件を認めたにも相當の理由があり、又海軍の政府委員は之を認めた、承諾されたと云ふことにも相當の理由があると思ふのでございます、全部それを誠に木で鼻をかむが如くに跳付けて仕舞ふと云ふのは、どうも私には少し了解が出來ませぬから、そこに一二の疑問を挾んだ所以でございます、實は商船の下級乘組員の法律上の地位と云ふものは何であるかと云ふことに付きましては、私が申上げるまでもなく、海軍大臣は御承知のことでございませう、是は海戰法規の上から見ますると、其法律上の立場は俘虜となり得べき人間であるので而して俘虜となり得べき所の人間の其根本の法律上の理由と云ふものは、陸戰法規の方から申しますと其第三條に於てからに其組織は戰鬪員非戰鬪員とあつて、其戰鬪員非戰鬪員は俘虜たることを得る、俘虜となるべき者は軍人と云ふことが根本になつて居る、海戰法規に於て何が俘虜になるかと云ふと、矢張り敵國商船に乘つて居る敵國の臣民たる其下級水兵、船長初め其他の乘組員は俘虜となり得るものとなり得ると云ふと誤弊があるやうでございますが、私の專門からはなり得るものと云ふ方に入れて居る次第でございます、さうすると水兵、其商船の水夫も或る一面に於ては軍人と同じやうな性質があると云ふことも法律上の方から解釋して居る次第でございます、申迄もない次第でございますが、甚だ失禮ですが、實例を申しますと、普佛戰爭の際に佛蘭西の方の側で獨逸商船の乘組員と云ふものを俘虜とした時に、普通臣民であるものを俘虜とするのは不都合であると言つた時に、其裁判を英國の樞密院に出しました時に、英國の樞密院の判決例に依りますと商船の乘組員は普通の人民と違ふ、不斷から商船の乘組員であるから既に何時でも軍艦に乘込ますだけの素養を與へる、即ち軍事に適應すべきやうな教育を與へてあるものであるからして、それで斯の如き者は俘虜とする、普通の人間とは違つて軍事的の素養の一部分を持つて居る者であると云ふ取扱をして商船の乘組員と雖も俘虜とする、而して一面には商船の會社等には航路補助金を與へて、戰時に於て其船を徵發いたし、乘組員は水夫とすると云ふ豫約のやうなもので補助を與へて居る、商船會社では航路補助は要らぬと云ふのを無理にも與へて居るのは、さう云ふ覺悟を以て航路補助を與へると云ふのであるから、水夫と云ふ者も俘虜として差支ないと云ふ判決になつて居るやうに承知いたします、外國の判決例と云ふものは日本で遵奉する必要はありませぬけれども、私の記憶が違つて居るか知りませぬが、大正三年一月十三日に　天皇陛下が御批准になりました所の條約に於て商船の捕獲に關する條文が載つて居りますが、敵國臣民にして敵國商船に乘組んで居るものは俘虜とする原則になつて居る、特別なる宣誓を爲すに非ずんば俘虜とすると云ふことが原則になつて居る、斯の如き有樣でありますると、水夫と云ふ者は即ち不斷からして軍事教育の一部を受けて居る、而して又是は場合に依つて大原則から言へば俘虜となり得べき特別の者であると云ふことでありまするて、斯の如き水夫に對しては矢張り此徵兵令にありまする如く、中學校を卒業した者は一年志願兵と云ふことを許すと云ふやうな工合に、特別なる待遇を與ふべき者であるのではなからうか、又唯今海軍大臣の言はれた所に依ると、一般の水夫は數が多いから困ると云ふ御言葉でありますけれども、政府の監督の行屆き得る所の航路補助を與へて居ると云ふやうな會社の水夫と云ふものは、或る特別なる所の待遇を與ふべき者だと云ふやうな、折衷の御研究を爲す御考はないのでありまするか、如何でありまするか、それを伺ひたい。

〔國務大臣加藤友三郎君演壇に登る〕

○國務大臣（加藤友三郎君）　高橋君の御質問に御答を致します、委員會に於て政府委員が同意をしたと云ふ御言葉でありまするが、唯今政府委員に聽きましたら、別に賛否の意見は何等申述べなかつたさうであります、又唯今高橋君の御意見通りでありますると、先刻來私が解釋を致して居りまする趣旨とは全然異なつた趣旨になる、法律上のことは洵に不案內でございまするので、何等之に對しての意見はございませぬ、併ながら或る特殊の者に特殊に扱ひをすると云ふことになりまするならば、是は別に顧慮の値打があると考へます、併ながら先刻來解釋としての主義は下級船員全部と云ふことの趣旨に私は解釋いたして居るので、其意味に於ては如何にしても顧慮するの餘地が當局としては今日までないのであります、一部の大船の船員、或は中學を卒業した者の程度にある者と云ふやうな如き者に對する問題は是は別問題として攻究いたすことは差支ないと考へて居ります。

○男爵內田正敏君　私は海軍大臣に一言御質問を申上げます、先刻來段々伊東男爵其他からの御質問に對しまして御答のあつたことは承知いたして居ります、然るに此問題も追々時を取るやうでありまするから、極く簡單に要點を伺ひたい、下級船員の今日の狀態は餘ほど困難なる狀態であるかの如く承知を致しますので、一體海戰は、昔の海戰と違ひまして今日の海戰は餘ほど御承知の如く變化を致して居ります、昔の海戰に於きましては商船に對しては軍艦が一も害を與へるやうなことはない、今日の狀態は新聞等で承知を致しますれば、既に病院船までも擊沈すると云ふやうな狀態に至つて、頗る慘酷な狀態に至つて居ると云ふことは明かなこと、然るに今日歐羅巴其他即ち危險海に往來して居る所の船には、業に已に軍艦と大差がない位の狀態である、何せば大砲を搭せて、さうして或る商船の如きは既に獨逸の潜航艇と戰をする、或は擊沈められたと云ふやうな事が新聞に載つて居る、して見れば殆ど軍艦と選ぶ所はないと思ふ、それで今日歐羅巴其他危險海へ帝國の商船が平時と異なる事なく航海を續けて居ると云ふことは、我々公務員として實に感謝に堪へない次第で、如何となれば御承知の如くもう今日まで八阪丸を始め帝國の商船が擊沈められて、其數字はちよつと覺えませぬけれども餘ほど多數にあると思ふ、航海を續けて我が協商國を助けて居ると云ふことは、外國の新聞に於きましても餘ほど帝國を德として居ると云ふ事を承知いたして居ります、然るに今日の狀態はどうかと言へば、先づ英吉利「チヤンネル」から始め地中海其他に於きましては、協商國で海上權を持つて居るからして、獨逸の潜航艇も十分なる活動を爲す事が出來ないからして、帝國の商船のどん沈さるゝ數も餘程少いであらうと考へられまするが、然るに將來帝國に於て非常の事がありまして、外國と戰鬪を開くの已むを得ない事になりましてさうして此亞細亞沿岸、即ち日本沿岸等に於て海上の權を爭ひ、敵對狀態に至つた場合には、如何なる商船に狀態が出來るか、又は帝國は爾今亞細亞方面から適當なる原料を得なければ迚も日本帝國だけの原料で以て是が用を達す事は出來まい、どうしても亞細亞沿岸と聯絡を取つて置かなければならぬと云ふは國是と考へます、其場合に臨んで帝國の水夫が戰線に立つて果して其用途を爲すべきや否やと云ふことは、私共の日夜憂へて居る次第であります昔は商船に對しては何も軍艦が擊沈めると云ふことはなかつたのでありますけれども、今日は戰時に至れば殆ど軍人と擇ぶ所はないと考へます、若しも今日の狀態であつて、右申述べました通り餘程危い狀

態になつた時分に、水火夫が進んで船を乘出すや否やと云ふことは、頗る疑問と致します、私は戰さをする人でないから此航海は御斷りをする、私はどうか下して貰ひたい、斯う云はれてもそれを強ひることは出來まい、軍籍に在らざる場合は其の場合に臨んで如何に爲すかと云ふことに付ては、實に心配に堪へられぬのでありますから、幸にも斯う云ふ希望が出ましたと云ふことは我々共は實に喜んで居る次第であります、又海軍大臣は職工に比して、色々伊東男爵の問に對して職工に比せられましたが、職工は何も軍事教育を施す必要はありますまい、職工と今日下級船員とは餘程違つて居る、右申述べました通り下級船員は戰線に立つて仕事をして行かなければならぬ、八阪丸が現に擊沈められた場合に於て如何なる船員は狀態であつたか、又三十七八年の役に於ても初期に於ては非常に下級船員又は高等船員等を戰線に立たすと云ふことに付て餘程苦心を致して居る、然るに今日まで總て航海を續けて居ると云ふことは、實に我が大和民族の本性を發揮して茲に至つて居りまするけれども、追々船が擊沈められることになつたならば、此魂が存續さるゝや否やと云ふことも、一の考慮を要する問題であらうと思ひます若しも今申述ぶる如く戰時に至つて、私は戰線に立つべき職務は有つて居りませぬ、御斷りを致しますと言はれた時には如何になるか、其邊までも御考へになつて居るや否やと云ふことを、海軍大臣に一言御答を願ひたい。

〔國務大臣加藤友三郎君演壇に登る〕

○國務大臣(加藤友三郎君) 内田男爵の御意見を色色拜聽いたしましたが下級船員に對する種々なる問題も極端の方を拜聽いたしますと、内田男爵の御意見通りのことが事實であらうと考へます、又他の方面から觀察を致しまして、東京灣内を航行して居る小さな船舶に乘込んで居る船員も船員に違ひないのである、從つて先刻來私の申述べますのは船員全體と云ふことを根底として申述べて居るのであります特殊の船に乘込む者には特殊の處置を執ることは、戰時に於て臨機に出來得ることゝしてあります、兵籍に編入してない者であれば戰時に戰地に行くことを厭やがつた場合に困る、是れは洵にさう云ふこともありませうと思ひます、絶無とは私は申しませぬが、是等を奬勵する途は他に方法がありはしまいか斯樣にも考へるのであります、現に其點に付ては多少今日も講究を致して居ります、私の先刻御希望に對し甚だ遺憾ながら反對の意志を申上げましたのは大體に於て下級船員全部を兵籍に編入することは聊か穩當であるまいと云ふのが私の趣意であります、先刻高橋君の御質問がありました或る一部に對して徴兵令にあるが如き中學卒業程度の者云々、或は特殊の船の乘員に對して云々と云ふが如き、局限された意味に於ては尙ほ講究の餘地があると考へて居るのであります、それだけを申上げます。

〔子爵前田利定君演壇に登る〕

〔男爵内田正敏君發言の許可を求む〕

○議長(公爵德川家達君) 前田子爵に發言を許しました。

○子爵前田利定君 本員は徴兵令の改正法律案には贊成を致します、茲に之を附帶いたしました所の一年志願兵、並に一年現役兵に關する希望決議にも御贊成を申上げるのであります、併ながら商船に乘組む所の下級海員に關しまする御希望の御決議に對しましては、遺憾ながら御同意申上げにくいのであります、即ち貴族院が院議を以て其希望決議をば通過させたと云ふ記錄を留めて置きたくないと思ふのであります、其反對の趣旨は二つあります、第一は徴兵令改正の趣旨より致しまして反對を致します、第二點は立法の形式から反對を致すのであります、第一段の徴兵令改正の趣旨より反對を致します其理由の前段と致しましては、前刻の海軍大臣の御說明を便宜上拜借いたしたいと思ひます、徴兵令改正法律案の特別委員會に於かせられましては多數の日時を御重ねになりまして、洵に御熱心に、御精勵になりました、洵に綿密に御研究になつたと考へて居ります、唯併ながら其速記錄の第八號の今問題になつて居ります所の希望決議の御採否に關する部面を見ますと云ふと、洵にあつさりして居るのでありまして何等贊否の御議論もございませず、其委員會に携はらぬ者の眼から見ますと、甚だ語弊があるかも存じませぬが、咄嗟に通過したやうにも考へて居るのであります、先程海軍大臣の御說明に依りましても、第一に海軍と致しましては斯樣な者を海軍の豫備員にして置くと云ふ制度は必要でない、第二に假に必要がありとするも此多くの船員に適當に水兵教育を授けると云ふことは困難である、而して又之を取締り監督すると云ふことも頗る困難である、と云ふことを申されたのであります、私も御說明を伺はぬ前からして其點に付ては同樣の疑惑を有つて居つたのであります、海軍に於きまして果して此海軍豫備員の制度が必要であるや否やと云ふことは、門外漢である私としましては分りませぬのでありまして、是は海軍當局者の責任のある御言葉を信用するより外に致し方はないのであります、併しながら實行上斯かる者を教育すると云ふことの困難であり、而して又監督することの困難であると申すことは、素人でありましても是は想像の出來ることゝ考へて居るのであります、何樣幾千百の大小の商船が此地球の海面上に於きまして梭の如くに港から海へ、海から港に、日夜轉々航行いたして居るのであります、其船上に從業して居る所の海員を如何にして敎育し、如何なる場所に於て、如何なる時に於てするかと云ふが如きことは、なか〳〵是は簡單に考へることの出來ないことであらうと思ふのであります、又此多くの海員全般に對しまして監督いたしますと云ふことも、是は困難なことであらうと思ふのであります、それも海軍に於きまして今日必要があると云ふことでありますれば、それは別問題でありますが、海軍當局者の御言葉に依りますと云ふと、餘り御必要がないと云ふやうな御言明であつたのであります、抑此徴兵令の此度の御改正と云ふものは、其趣旨は那邊に存するかと申しますれば兵役義務の均等を擴充すると云ふことが骨子であらうと思ふのであります、裏面から申上げますれば、徴兵を忌避せむとする者を防止すると云ふことであらうと思ふのであります、故に此度の徴兵令の改正案中には隨分と大なる貴き犧牲を拂つてあるのであります、例へば小國民の敎育に任じて薄給に甘んじ、國家の爲に第二の國民を敎養すると云ふ大切なる役目に當つて居る所の小學敎員を一年に其現役を延長するが如きこと、又之に對しまして國庫が七十萬圓の金を負擔する、隨分是は大にして且貴き犧牲を拂つて居るのであります、又學術の蘊奧を研究するとか、或は又海外に渡航を致しまして殖産興業に從事して國家の富を增進せむとするが如き者も、二十歳前に海外に渡航を致しまして、三十七まで海外に居らぬければ兵役義務に服させると云ふが如きことも、是も一面から考へて見ますれば、隨分問題が起つて來さうやうにも考へられますが、斯の如き犧牲を拂つてまでも今度の徴兵令を改正しやうとするのであります、其趣旨は今申上げた通りに兵役義務の均等と云ふことを擴充せむとするにあるのであります、是等に比べて見まして商船に乘組む所の下級海員、而かも其下級海員に對しましては海軍に於ては適當に敎育することが困難であり、取締も困難であると云ふことを申されて居るのであります、私は斯う云ふことを恐れて居ります、世の中の不都合の者共が此所に逃込んで徴兵の忌避を圖るやうな不心得者が出やしないかと云ふことを心配するのであります、出やしないかと云ふことを心配すると云ふ言葉で申上げることは、是は餘ほど謙遜して申上げることでありまして、有體に申しますれば、爰が徴兵忌避者の一つの隱家になりはしないかと斯う思ふのであります、是は此度の徴兵令の改正の趣旨から考へまして、餘程是は熟慮を要すべき餘地がある問題であらうと思ふのであります、第二段の立法の形式から反對しまする所以と云ふことは、徴兵令の第七條の二「第十二條又ハ第十三條ニ依ルノ場合ヲ除クノ外志願ニ由リ兵籍ニ編入セラルル者ノ服役ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル」と云ふことが出て居ります、此に注意すべきことは「志願ニ由リ兵籍ニ編入セラルル者ノ服役ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル」と云ふことが書いてあります、唯今の御希望のは志願に依り海軍の兵籍に這入るのではないのであります、して見ますれば、第七條の二の勅令の範圍に屬するものではないのであります、故に其御希望を貫徹せむとの御考がありますれば、是は立法事項でありますが故に、徴兵令の改正案に對して修正案を御出しになるのが相當であらうと思ふのであります、立法事項に關することを希望決議の形式を以て政府に御依賴になると云ふことは、是は穩でないと私は考へるのであります、兎にも角にも此御希望決議に對しましては尙ほ熟慮研究を要すべき餘地があると考へます、此際即決を爲すべきものではないかやうに私は考へるのであります、故に此御發議者の御精神に付きましては、誠に御熱心であり、御至誠であると云ふ點に付きましては大に敬服いたすのでありますけれども、今日此場合咄嗟に之を即決すると云ふことは餘ほど考へべきものであると、私は思ひますのでありますから熟慮研究の考を以ちまして、御希望決議だけに付き

ましては反對の意思を表明いたしたいと思ひます、どうか御贊成を願ひます。

○子爵青木信光君 本員は前田君の御說に全然贊成いたしまして、是は熟慮の意味に於きまして此希望決議は院議にならざることを希望いたすのであります。

○議長（公爵德川家達君） 採決を致します、本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長（公爵德川家達君） 過半數と認めます。

○伯爵林博太郎君 直ちに第二讀會を開かれむことを望みます。

○山脇玄君 贊成。

〔其他「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 直ちに第二讀會を開いて御異存ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 直ちに第二讀會を開きます、全部を問題に供します、全部御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○伯爵林博太郎君 直ちに第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○山脇玄君 贊成。

〔其他「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 直ちに第三讀會を開きます。

○子爵前田利定君 唯今此問題になつて居りますのは徵兵令中改正案並に附帶した三つの希望決議までも問題になつて居るのでありますか、第三の希望に付きましては本員は反對いたしまして、それに贊成者もあるのでありますが、問題の範圍を伺ひたいと思ひます。

○議長（公爵德川家達君） 希望決議は問題に致しませぬ……第二讀會の決議通りで御異存ありませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議はないと認めます

○議長（公爵德川家達君） 舊韓國貨幣の處分に關する法律案、政府提出、第一讀會の續、委員長報告。

舊韓國貨幣の處分に關する法律案

右可決すへきものとなりと議決せり依て及報告候也

大正七年二月七日

右特別委員長
公爵 近衞文麿

貴族院議長公爵德川家達殿

〔公爵近衞文麿君演壇に登る〕

○公爵近衞文麿君 委員會の經過及結果を御報告いたします、委員會は一昨七日に開きまして全會一致を以て本案を可決いたしました、本案は甚だ簡單なものでございまするが、二三質疑應答のございました點に付きまして概略を申上げます、其一つは貨幣法の施行の事でございまして、從來我が貨幣法は朝鮮に於て實施せられて居りませず、舊韓國政府の發しましたる貨幣條例と云ふものが今も尙ほ效力を有つて居るのでございまして、之に基きまして發行しましたる舊韓國の貨幣が今尙ほ流通いたして居るのでございます、然るに此度貨幣法を朝鮮に實施する事になりまして、それで內地の法律を殖民地に施行しまする場合と同じく、政府に於て近々勅令を以て此施行細則を定められるさうでございます、さうなりますると舊韓國貨幣條例と云ふものは當然效力を失ふのでありまして從つて舊韓國貨幣は流通しなくなります、之を處分する必要があるのでございます、それには法律を以てするのが適當であると云ふ譯で此案を提出になつたのでございます、それから之に關聯しまして、現在朝鮮に於ける內地の通貨と云ふものは何に基いて流通いたして居りますかと申しますると、是れは明治四十年に韓國政府の勅令に韓國貨幣と品位、種目、形體を同じうする貨幣は韓國內に流通すると云ふ規定がございます、此規定に基いて日本貨幣は當時より法貨として朝鮮に流通いたして居つたのでございます、それから第二の點は葉錢の事でございます、葉錢は當分の中通用を認むると云ふことが茲にございます、其理由は二つございまして、第一は此葉錢は將來五厘銅貨と引換へると云ふ事になつて居りますが、現在補助貨が少くて、引換へる事か出來ないと云ふのが一つの理由と、それからもう一つは葉錢は小取引、即ち小さい取引に必要でありますから、今急に之を引上げるときには取引上困難を來たす虞かあると云ふのであります、大體是だけであります、是だけで報告は終ります、尙ほ此本案は甚だ簡單でございますから、本員は茲に讀會省略の動議を提出いたします。

○江木千之君 讀會省略贊成。

○岡喜七郎君 讀會省略贊成。

○男爵高木兼寬君 贊成。

○平山成信君 贊成。

○男爵石黑忠悳君 贊成。

○男爵武井守正君 贊成。

○男爵山內長人君 贊成。

○子爵八條隆正君 贊成。

○男爵阪井重季君 贊成。

○伯爵奧平昌恭君 贊成。

○議長（公爵德川家達君） 近衞公爵の本案の讀會省略をすると云ふ說に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長（公爵德川家達君） 三分の二以上と認めます……本案に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長（公爵德川家達君） 過半數と認めます。

○議長（公爵德川家達君） 帝國在鄉軍人會國庫補助の請願、會議。

〔左の意見書案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す〕

意見書案

帝國在鄉軍人會國庫補助の件

埼玉縣北埼玉郡水深村平民農上雄之助外百二十三名呈出

右の請願は帝國在鄉軍人會は一萬有餘の分會を有し會員百五十餘萬に達したるも同會の經費は主として正會員たる在鄉軍人の醵金に俟たさるへからす斯の如きは同會をして健全なる發達を遂けしむる所以にあらさるを以て事業實施の基本金として同會に相當の金額を國庫より補助せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年 月 日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

○議長（公爵德川家達君） 請願委員長の報告通りに御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます、次の議事日程は本院官報を以て御通知に及びます、本日は是で散會。

午後零時十六分散會

○大正七年二月十三日（水曜日）

午前十時五分開議

議事日程 第六號

第一 男爵關義臣君請暇の件

第二 大正七年度歲入歲出總豫算案並大正七年度各特別會計歲入歲出豫算案審査期限を定むるの件

第三 豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件審査期限を定むるの件

第四 臨時軍事費豫算追加案（第一號）審査期限を定むるの件

第五 大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第一號）審査期限を定むるの件

第六 豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第一號）審査期限を定むるの件

第七 酒造稅法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會

第八 酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會

第九 麥酒稅法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會

第十 所得稅法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會

第十一 戰時利得稅法案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會

第十二 臨時國庫證券法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會

第十三 貨幣法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會

第十四 登錄稅法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會

第十五　遠洋漁業奬勵法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）第一讀會

第十六　軍用自動車補助法案（政府提出、衆議院送付）第一讀會

第十七　鐵道敷設法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）第一讀會

第十八　足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案（政府提出、衆議院送付）第一讀會

第十九　朝鮮事業公債法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）第一讀會

第二十　樺太事業公債法案（政府提出、衆議院送付）第一讀會

○議長（公爵德川家達君）是より諸般の報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

去る九日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日之を衆議院に送付せり

徵兵令中改正法律案

舊韓國貨幣の處分に關する法律案

同日本院に於て採擇すへきものと議決したる帝國在鄕軍人會國庫補助の請願は意見書を附し即日之を政府に送付せり

同日第三部に於て理事男爵關義臣君の補闕選擧を行ひしに其の結果男爵宇佐川一正君當選せり

同日決算委員分科會に於て當選したる主査の氏名左の如し

第四分科主査　子爵西大路吉光君

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

臨時國庫證券法中改正法律案

貨幣法中改正法律案

登錄稅法中改正法律案

遠洋漁業奬勵法中改正法律案

軍用自動車補助法案

鐵道敷設法中改正法律案

足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案

朝鮮事業公債法中改正法律案

樺太事業公債法案

昨十二日衆議院より左の政府提出案を受領せり

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案

帝國大學特別會計法中改正法律案

大正七年度歲入歲出總豫算案並大正七年度各特別會計歲入歲出豫算案

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

臨時軍事費豫算追加案（第一號）

大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第一號）

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第一號）

○議長（公爵德川家達君）是より本日の會議を開きます、議事日程に進みます前に、議長は甚だ悲しむべきことに付て御協議を致したいことがございますそれは一昨十一日蜂須賀侯爵薨去の通知に接しました、同侯爵は諸君の御承知あらせられます通り、明治二十四年七月より同じく二十九年十月まで、五箇年四箇月間本院議長の職を勤められました御方でございます、此度薨去の報に接しまして洵に痛嘆の至に堪へませぬ、依て弔辭を贈りたいと存じます、又來る十六日同侯爵の葬儀の際に、議長は議院を代表いたしまして、葬儀に列したいと存じます、此兩件を諸君に御諮りを致します、御異存ございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）御異議ないと認めます、議事日程第一、男爵關義臣君請暇の件、是は病氣に付き十八日間の請暇でございます、許可を致して御異存ございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）日程第二、大正七年度歲入歲出總豫算案並大正七年度各特別會計歲入歲出豫算案審査期限を定むるの件、第三、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件審査期限を定むるの件、第四、臨時軍事費豫算追加案第一號審査期限を定むるの件、第五、大正七年度歲入歲出總豫算追加案第一號審査期限を定むるの件、第六、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件追第一號審査期限を定むるの件。

〔河井書記官朗讀〕

大正七年度歲入歲出總豫算案並大正七年度各特別會計歲入歲出豫算案

右本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月十二日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月十二日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

（第一號）臨時軍事費豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月十二日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

（第一號）大正七年度歲入歲出總豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月十二日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

（追第一號）豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月十二日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

○議長（公爵德川家達君）御異議ございませぬければ、日程の第二より第六まで束ねて問題に供します

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣（勝田主計君）諸君、私は玆に大正七年度歲計豫算を皆樣に御紹介を申上げて、併せて政府の財政經濟に關係いたしまする施設の一斑に付きまして、所見を開陳を致したいと思ふのであります、暫く御淸聽を煩はしたいと希望いたします、抑々帝國政府の財政經濟に關しまする大體の方針に付きましては、既に現內閣成立以來屢々宣明いたした所でございまするからして、玆に之を繰返すの必要はなからうと考へて居りまする、今や內外の情勢に鑑みまして、帝國の施設方策にして急施を要するものは頗る多いのであります、殊に國防の充實の如きものは一日も忽にすべからざるものであると云ふことは勿論の事柄でありまする、故に大正七年度の豫算の編成に當りまして、政府は國防の充實に付きましては出來得る限り必要なる經費に應ずべき所の經費を計上いたしました、次に時局に伴ひまして將來に向つて國運の進展に資すべき産業の發達、教育の振興等に必要なる經費を計上いたしました、其他一般普通の經費に付きましては努めて之を認めざるの方針を採つたのであります、以上の方針に依りまして編成を致しまして當初衆議院に提出いたしました所の大正七年度總豫算に計上してありまする所の歲入は經常部に屬するもの六億四千五百餘萬圓でありまする臨時部に屬するもの七千六百餘萬圓、合計七億二千百餘萬圓と相成つて居ります、其歲出は經常部に屬しまするものが四億八千百餘萬圓、臨時部に屬しまするものが二億四千餘萬圓、合計七億二千百餘萬圓と相成つて居ります、右大正七年度豫算中に於きまして、其主要なるものを玆に概言いたしますれば、國防の經費に關係いたしましては、國家自衞の保障を完うするの趣旨を以ちまして、海軍軍備の充實……補充を圖るの急務なるを考へまして、大正七年度に於きまして軍艦製造費の二千五百四十餘萬圓を計上しました、同年以降大正十二年度に亘る六箇年度に於きまして、總額三億五十四萬餘圓を追加要求を致してあります、そこで既定の豫算額と合せますると、大正七年度以降の總額が五億八千四百餘萬圓と云ふことに相成ります、今回の經畫は歐洲の戰爭の實驗に鑑みまして、艦型其他に變更を加へるの必要がありまするのみならず、更に艦艇增加の必要を認めました、尙ほ又物價の騰貴は既定の經費を以ちましては、本年度に於て豫定の工程を遂げ得ないと云ふ憂がありまするに依りまして、是等に要しまする所の經費も追加要求を致しました、其他海軍に付きましては大正七年度に於て、水陸の設備費の追加、六百五十九萬餘圓、航空隊の設備費追加百萬圓、火藥廠設備費二百四十七萬餘圓、準備軍需品費、無線電信所設備費、臺灣豫備油田試掘費等を計上いたしました、陸軍の軍備の充實に關しましては、現在の兵力を充實すると云ふことを以て主眼と致しまして大正七年度以降六箇年度を以ちまして、大體其目的を達するの經畫を立てました、尙ほ定規の豫備後備

兵の完成には御承知の通りに更に十二箇年を要することでありまするからして、隨つて本經費は十八箇年度に亘りまして提出になつて居りまする、其臨時費の總額は五千五百二十六萬餘圓でありまする、同期間に要しまする所の經常費の總額は、一億二千八百七十三萬餘圓であります、而して經常費の平年度分が八百六十一萬餘圓と云ふことに相成ります、大正七年度に於きまして經常臨時合計いたしまして、八百八十五萬圓と云ふものを豫算に計上いたしてございまする、其他陸軍に付きましては幹部要員補足の爲に要します經費、補充兵教育召集の爲に要しまする經費、特種兵器製造及試驗費、軍用氣球研究費の增加、自動車研究費の增加、自動車獎勵費等を計上いたしてございまする、國防充實に關する經費の外に商業の發達を圖り、我が經濟的基礎の確立を期するの施設と致しまして製鐵所擴張費の追加千百五十八萬餘圓、大阪工業試驗所の設置費、緬羊の飼育獎勵費、臨時窒素研究所の設置費、遠洋漁業獎勵費の增加、土地利用費、漁港の修築獎勵費、農業倉庫の建設獎勵金の增加、絹業試驗所設置、海外商品陳列館の設置補助費と云ふ如きものを計上を致しました教育の振興に關しましては、市町村立小學教員の俸給は其一部を國庫より支出すると云ふ事が機宜に適したものと認めまして、之に要しまする所の經費千萬圓を豫算に計上を致しました、其他福岡農科大學、第十一高等工業學校、第三高等農業學校、第六高等商業學校、東京貿易殖民語學校、第九乃至第十二高等學校、藥學專門學校等の創立の經費、東北帝國大學機械工學科の設置、航空研究所の創設、科學研究獎勵費等の支出を計上致しました次第でございます、以上申しました外に尙ほ大正七年度豫算に計上いたしました所の歳出の重なるものを申上げますれば、諸河川改修工事繰上等に伴ふ年割額の增加、預金利子及利子拂手數料の增加、國庫豫備金の增加議院建築費、田畑地價調査費、國勢調査費、官有財產調査費、地方裁判所支部權限擴張に關する經費、區裁判所設置に關する經費、海外通信交換金の增加恩給の增加、內地各地間及東京京城間の電信線路の增設費、無線電信局の設置費、電氣工業用發電水力調査費、商船學校擴張費等でございまする、大正七年度總豫算に於きまする所の歳出合計は前段申上げました如くに七億二千百餘萬圓に相成つて居ります之に對しまして既定の歳入は其額合計六億八千餘萬圓でありまして、差引き四千百餘萬圓と云ふ歳入不足を見る譯でありまする、此歳入の不足を補塡を致しまする爲に前年度剩餘金中より二千六百六十餘萬圓の繰入を致しました、尙ほ差引き不足額の千四百七十餘萬圓は國防計畫の遂行上後年度に亘りまして必要なる經費の恒久的財源を調達するの目的を以ちまして、租稅收入、專賣局益金及通信收入に付きまして、增收の計畫を立てました、其大正七年度の歳入を以ちまして右申しました所の千四百七十餘萬圓の不足を補塡するの計畫を立つたのであります、玆に增收計畫の大要を極めて簡單に申上げますれば、第一には租稅に付きましては所得稅及酒稅の增收を主體と致しまして、尙ほ稅制整理の趣旨を以ちまして、織物消費稅、砂糖消費稅及自家用醬油稅に改正を加へまして、淸涼飮料稅なるものを新設いたした通行稅及石油消費稅を全廢するの計畫を立つたのであります、通信收入に付きましては、一般經濟の發達並に負擔の難易に鑑みまして、電報小包及信書料金に相當の値上をなすことの計畫を立てました、又專賣局の益金に付きましては、御承知の如く近來物價騰貴に依りまして、專賣事業に要しまする所の經費に增加を來しまして、之が爲に專賣局益金の收入が減少いたしまする、之を塡補すると同時に一般財政上の必要に應じまして、其財源を得るの目的を以ちまして、製造煙草の各品種を通じまして、其定價に對し約一割七分の引上を實行いたしました、右申しました租稅並に官業收入の增收計畫實行の結果と致しましては、大正七年度に於きましては、千四百七十餘萬圓、平年度に於きましては三千七百餘萬圓の增收を見る所の計算となつて居ります、尙ほ以上の增收計畫に依りまする所の收入と共に後年度に亘りまする國防計畫に要しまする所の經費を補充いたしまする爲に、大正八年度以降國債償還額五千萬圓の內二千萬圓を國防充實の財源に供しまして、以て將來に亘る帝國財政の鞏固なる基礎を維持するの策を立つた次第でございます、然るに衆議院に於きまして審議の結果、右增收計畫の中租稅收入に付きまして、稅制整理に關する分に對しまして、其實行を他日に讓るを可とされまして、即ち織物消費稅法、砂糖消費稅法、自家用醬油稅法の各改正案、淸涼飮料稅法案、通行稅及石油消費稅の廢止法律案を否決いたしました、併せて郵便法改正法案を否決いたしました、而して衆議院は御承知の如く大正七年度に於ける財政計畫の骨子でありまする所の國防充實の計畫と云ふものに是認を致しました、之に伴ふ增收計畫に付きましても、其增收の主體たる所得稅並に酒稅の增徵と云ふものに之を認めました、唯現行租稅制度の整理は主義として、之を認めるけれども相當の時期迄之を延期するを以て適當なる措置なりとしたのか、是が即ち衆議院の論であります、而かも既に衆議院の修正に依つて稅制整理の延期を致しました以上は玆に相當の延期を致しました以上は玆に相當の餘裕が生じて來るのでありまする、隨つて强ひて政府の計畫いたしました所の通信收入に於て增收を圖らずとするも、收支適合其宜しきを制するは難からぬのであります、即ち增收計畫其もの自體に付ては、何等の支障を生ずるものではないのであります、加之衆議院は國防充實に關する財源の補充と致しまして、既定公債償還額五千萬圓の中二千萬圓を大正八年度以降に於て減額いたすと云ふことの計畫も認めました、以て國防計畫の遂行を遺憾なからしめたのであります、斯樣な次第でありまするからして、政府は總豫算に於きまする歳入歳出の均衡を保たしむる爲に之に修正を加へました、即ち歳入經常部に於いて六億四千二百餘萬圓、臨時部に於いて七千六百餘萬圓合計七億千九百餘萬圓を計上いたしました、歳出に於きましては、國庫豫備金の增加二百萬圓を削除いたしました、而して衆議院は歳出に於きまして二三の事項に削減を加へました外、時局に伴ひ國運の發展に資すべき產業の發達、教育の振興等に要しまする所の經費、其の他歳出の全部並に公債計畫等を是認いたした次第であります、次に臨時事件に關係する經費のことに付て申上げたいと思ふのであります、臨時事件に關係いたしまする經費に付きましては、臨時軍事費、特別會計に於きまして歳出三千三百七十餘萬を計上いたしてございます官有物拂下代及雜收入百七十五萬圓、借入金及公債募集金三千百九十五萬を以つて之が財源に充つるの計畫を立てたのでございます、又一般會計に於きまして、大正七年度に於て臨時事件豫備費があります此豫備費の總額が八千四百萬圓と云ふものを計上いたしたのでございます、右豫備費の中には判任官以下臨時手當千七百餘萬圓、物價騰貴に伴ひまする一般經費の增加[illegible]千七百[illegible]萬圓等特殊の經費を包含いたして居ります、而して之が財源と致しましては山東鐵道收入、青島事業收入、臨時[illegible]收入、戰時海上再保險收入、借入金[illegible]收入を以て充つるの外、時局の影響に依りまして增加したる所の利得に對し戰時利得稅なるものを賦しまして之を以て財源に充つる計畫を立てたのであります、[illegible]以來大正七年度に亘りまして、臨時事件に要する所の經費は總額四億四千七百餘萬圓に達して居ります、尙して時局の前途を達觀いたしますときには戰局は愈々紛糾いたして、其終熄の時期と云ふのは何人も之を豫見することは出來ぬのであります、故に之が推移に伴ひまして更に之に對應すべき所の施設を要せぬとも限らないのであります、依つて財政の按排經濟の調節等に深く考慮を盡すべきは勿論のことでありますが、豫め軍國の急に應ぜなが爲に政府と致しましては、當初特に彈力ある財政計畫を立つる必要を認めたのであります、次に政府の公債發行並に公債償還計畫に付て一言申上げたいと思ふのであります、大正七年度に於きまして公債償還に充つべき金額は前年度と同じく之を五千萬圓と致し、大正八年度以降に於きましては之を三千萬圓に止むるの計畫を採りました、惟ふに不生產的國債は成るべく之を多額に償還し以て財政の安固を圖るの必要があるのであります、併ながら大正八年度以降に於きましては、既に縷々述べました如くに、國防計畫の實行上、增收計畫に依る歳入と共に其財源に充つる必要がありまするに依つて之を三千萬圓に減額するの已むを得ざるに至つた次第でございます、大正七年度に於きまする公債發行計畫に關聯いたしまして、玆に大正六年度に於ける公債募集の狀況に付て諸君の御參考の爲に一言を費したいと思ふのであります、大正六年度の政府の募債計畫は御承知であらせらるゝ如くに、臨時國庫證券二億圓を合しまして、總計三億六千百八十六萬圓と云ふことになつて居ります、で、此中に實行未了と稱すべきものが帝國鐵道特別會計に於きまして、預金部よりの借入金返濟の爲に發行いたしましたものが二千萬圓、外國債借換の爲に發行いたしましたものが三千萬圓、臨時軍事費豫備費に充てますものが二千萬圓、是が重もなものであります、此中の申上げました所の前二者は金融調節上市場の狀況に依りては必しも之を募集しな

ければならぬと云ふものではないのであります、又前年の議會に於きまして、政府は豫算に之を計上いたしました其際にも、其趣旨は縷々辯じて置いた次第であります、而して一方に於きまして豫算に計上いたしました所の募債計畫の大體は之を實行いたしましたる外に、豫算に關聯しませぬ所のもので未だ大分募債いたして居るのであります、即ち佛國圓國庫債券同大藏省證券、英國圓大藏省證券等の發行いたされたものが既に一億五千六百萬圓の多きに達して居ります、故に是等に依りまして金融の調節を完うすることを得ました以上、茲に前二者の公債を發行すると云ふことを政府は打切ることに致しました又第三の臨時軍事費の公債に付きましては今日に至るまで之が發行を必要とする事件も發生しませぬ、それ故に之を募集いたさぬのであります、斯く申上げますれば大正六年度に於ける政府の募債計畫は大體に於きまして完了したものと申上げて宜しからうと考へて居りますのであります、大正七年度に於きまする募債に付きましては、既に申上げました臨時事件費支辨の爲に致しまする公債の外、電話事業公債千萬圓鐵道公債二千五百萬圓、朝鮮事業公債千三百二十餘萬圓、臺灣事業公債二百萬圓、樺太事業公業百餘萬圓等、各種の事業公債が合計いたしますると五千百餘萬圓に上るの見込であります、尚ほ臨時國庫證券發行に付きましては大正六年法律第七號に依りまして二億圓を其限度と致して置きましたが、時局に伴ふ我が經濟の發展、國際經濟の狀態に鑑みまして爲替資金の疏通を圖り、軍需品代金の決濟を益々圓滑ならしむる要が茲に起りまする故に、更に二億圓の外に三億圓の增加を致したいと云ふ見込を以ちまして他の法律案を提出いたして居ります、次に經濟狀態に付きまして一言を費したいと思ひます我國の經濟狀態を通觀いたしますと、對外貿易は時局の影響を受けまして其面目を一新いたしまして、時局の發生以來昨年末に致りまする輸入總額が二十六億二千三百餘萬圓になつて居りまする、輸出總額が三十七億九千九百餘萬圓に相成つて居りまする、此差引十一億七千五百餘萬圓の輸出超過と云ふことに相成りまする此輸出超過の外に同期間に於きまして貿易外の收入超過額が七億圓ばかりござります、之を合計いたしますると國際貸借上正貨收入超過額は約十八億圓に達して居ります、此の內聯合與國に對しまする財政上直接並に間接の援助に供せられたりと見るべきものが約十三億圓の巨額に達して居ります、而して又內地正貨の充實と產業の勃興とに資したることが極めて顯著でありまして、時局發生の當時我が內地正貨準備は御承知の如く一億三千二百萬圓でありました、今や四億六千餘萬圓に達して居ります、又昨年末までに銀行會社の新設又は增加の計畫資本金額が二十五億六千餘萬圓に上つて居りまして、殊とに昨年中に於きましては、十五億六千餘萬圓の多きに達して居ります、我が經濟の發展を期し其鞏固なる基礎を樹立いたしまするに當りましては、金融機關を整備改善いたしまして、其機能を發揮せしむることの最も急務なることは勿論のことであります、此趣意を以ちまして政府は曩に第三十九議會に於きまして各種の法案を提出いたしまして、大體之が通過を見ました爾來政府に於きましては本問題に關しまして愼重講究を重ねまして劃策實行する所あつたのであります、就中對支金融機關の整備に關しましては最も急務なるを認めまして、既に滿蒙に對しましては朝鮮銀行をして貨幣統一並に一般金融の機關とならしめ、又東洋拓殖株式會社をして長期金融の機關とならしめ、滿鮮の經濟的連絡を圖るの方策を實現することを得たのであります、又支邦本土に付きまして從來內地の銀行團が大に活躍を致して居りまする次第でありますが、一層是等をして活躍せしめ、其外御承知の如く有力なる日支の實業家の設立いたしました所の中華滙業銀行の活動に依りまして日支經濟提携の實を擧げ、彼我經濟上の發展に資する事蓋し多大なるものであらうと考へて居るのであります、又南洋南米等に對しましては橫濱正金銀行及臺灣銀行をして貿易金融の圓滑を圖らしむると共に海外興業株式會社なるものをして移民金融の便を圖らしむる事に致しました、又日米金融の連絡提携に付きましては曩に政府は財政經濟委員を特派いたしまして、是が實現を圖らしめた、最近に至りまして紐育の聯邦準備銀行と日本銀行との間に金融の連絡に關する協約の締結が成りました、茲に戰時並に戰後に於ける國際金融關係に多大の便宜を得るに至りました、其他日露金融の連絡等に付きましても目下研究の步を進めつゝある次第であります、右の外內地金融機關に付きましては內閣成立以來幾多の改善を加へたのでありますが、尚ほ事業資金の供給を潤澤にし一般金融の圓滑を期せむが爲に、之に必要なる提案を致したいと考へて居る次第でございます、歐洲戰局の現狀は申上げまするまでもなく米國の參戰に因りまして時局は愈々擴大し、露西亞の頽勢に因りまして愈々混亂の狀態を呈して居りますのであります、此結果が如何になるかと云ふ事は何人も逆め賭る事は出來ませぬ、此秋に當りまして帝國と致しましては聯合與國に對し益々財政上の援助を爲すと共に、健全なる產業の發達を圖りまして、經濟自給の基礎を確立し、以て戰後經濟の變動に對して豫め備へなければならぬと云ふことは私が申上げますまでもないことであります、既に政府は時局に適應いたしまする所の戰時經濟施設に付きましては多少の考慮を致し其實施も致しましたか尚ほ將來銳意之が研究を怠らず、機宜の劃策を施して以て遺算なきを期したいと思つて居ります、而かも能く是等の實効を擧け所期の目的を完う致しまする爲には國民各自の努力を要すると云ふことは是亦勿論のことであらうと考へて居ります、私は終りに臨みまして諸君が愼重審議、速に豫算案に對しまして協贊を與へられむことを切に希望いたす次第でございます。

○議長(公爵德川家達君) 是より通告に依りまして發言を許します、柳澤伯爵。

〔伯爵柳澤保惠君演壇に登る〕

○伯爵柳澤保惠君 本員は茲に簡單なる二三の質問を致します、第一の質問は航空術の研究調査に關する點であります、本年度の豫算を見ますると、航空術研究及調査に關しまして文部省海軍省並に陸軍省此三省が相當の金額を支出して居ります、文部省に於きましては東京大學航空研究所開始に伴ふ經費合計の內で今年度二十四萬圓、海軍省に於きましては航空隊設備費と致しまして既定の六十三萬餘圓に加へますに五百八十五萬圓を支出し。是が七年度以降五箇年の繼續であります、合計六百四十七萬圓の中で百十萬圓の支出であります、陸軍省に於きましては航空隊設立並に軍用氣球研究費、合計百十三萬餘圓の支出で有ます、此三省を通じましたる總計を見まするど約二百四十餘萬圓で有ます、當局者に於きましても相當に此技術に付きましては研究調査を圖られる事はそれで分つて居ります併ながら本員考へまするのに現今本邦に於ける所の飛航術は軍事當局者は如何なる見を持つて居られるかは存じませぬが私共素人の目から見まするど如何にも幼稚で有ます歐米諸國の飛航界の大體の今日の進步發展に比べて見まするど迚も比較にならぬ是は私は天下の通論と考へます、大演習が各地に開かれまして、之に參加いたします飛航機の現狀は如何でありますか、殆ど東京から僅に二三百里の先きに行くに停電せざるなし、電車で言へば停電である殊ど落ちない飛航機はない、私共見ると飛航機は落ちるのが原則ではないかと考へる、日本の現狀に於きまして是は技術者の方に未熟の所もございませうが、又飛航機の不完全もあらうと思ひます、要するに技術の方面並に人の方面に於きましても誠に私共は遺憾の點が多いと考へて居ります、此の點は陸軍並に海軍當局者に於かれましては如何なる言辭を以て御答になるか知れませぬが、海軍は暫く措いて、殊に陸軍に付ての缺陷が多いやうに私は考へるのであります、それに鑑みられまして斯樣な所の相當なる增額を致されましたのは誠に結構でありますが、之に付て當局者は現今の狀勢に鑑みられ、將來是だけの費用があれば最早機械に於ても十分なものが出來る、又人に於ても十分なる鍛錬訓練が出來ると云ふ御見込でございますか、又飛航將校の採用に付きましては現時の狀態に於きましては陸軍の少壯なる所の士官を志願に依て飛航將校に向けて居るのであります、斯の如く段々設備が大なるに從つて、果して現狀の如き採用法で宜しいのでありますか、或は飛航將校なるものは年齡に於て制限がある、又其技術に於ても特殊のものでありますから、之を他の將校に比べますとなか〳〵及ばざる所の困難苦痛があります、而かも飛航將校たるや決して是は大將中將にまで行かれるものではない、殆ど佐官に於いて罷められる人であらうと思ひます、年齡に於て制限があり、昇進に於て極められて居る所の此飛航將校は矢張り今までの所の採用法に依られるのでありますか、或は此將校に限つて特別任用法でも設けられまして、將來特別任用の途を以て此將校に當てられ或は准將校の如きものとされるのでありますか、此邊の御見込は如何でありますか、私は斯の如き所の相當の經費を出される以上は、飛航將校の採用に付ては相當の御考があらうと存じます、之に付て私は當局者の相當なる所の御意見を伺ひたいのでござい

ます、次に矢張り陸軍でありますが、今年度の豫算に於きまして特種兵器製造及試驗費と云ふものがあります、是は今年度初めて出まして五箇年繼續で百五十萬圓の中で七年度に於きましては二十九萬餘圓を請求されて居ります、此特種兵器と云ふものは如何なるものでありますか、曾て前々議會に於きまして歐洲戰爭が始まつて二年後と記憶して居ります議員の質問に對して當局者は別に歐洲の戰爭に鑑みて左程學ぶべきものはない、大概分つて居るやうである、左程是は我が陸軍の將來に對して左程の教訓を與へるものでもないかのやうな御返事を伺つたと記憶して居ります、併ながら斯の如き所の特種の兵器の製造及試驗費と云ふものが出まする所を以て見ますと、是は必ずや歐洲戰爭の實績に鑑みられて特別な所のものを造らうと云ふ事ではないかと考へられます、或は種々ございませうが、或は英吉利で使はれて居る「タンク」の如きものもあらうと考へます又其他に私共素人の知らぬ所のものもあらうと考へて居りますが此費用は歐洲に行はれます所の現今使つて居る所の兵器の模倣であるのである、同じやうなものを造る積りでありますか或は歐洲現狀の戰爭の實績に鑑みて、それに對して優るべきもの或は一種特別の何か當局に於て兵器を考へられたのであるか私は具體的に其兵器を伺ふので有ませぬ詰り歐羅巴の戰爭に於て用ひられて居る所の兵器の模倣をするのか模倣に非ずして特種の自發的發明があるのであるか又何かさう云ふものがあるのであらうか否やと云ふ事を伺ふのであります、第三には國勢調査事業に付て伺ひたいのであります、是は私は個人として二三政府委員に既に伺つた事はありますが、個人の應答は私は信ずる譯には參りませぬ、又十分に御答を受けて居りませぬ、依て疑を此で霽らさうと思ふのであります、多年の懸案たる國勢調査事業は此政府に於ても御奮發になりまして、總額に於て……或所に於ては五箇年、或所に於ては八箇年の繼續費であります、要するに約五百餘萬圓の經費を認められる事になつたのであります、日本の本州に於ては御承知の如くに七年度より八箇年の繼續費でありまして、二百十五萬圓、之に地方費が百五十五萬圓餘加はるのであります、それから朝鮮に於きましては五箇年繼續で一百二萬餘圓、臺灣に於きましては六箇年三十一萬餘圓、樺太に於きましては五箇年の繼續で八萬六千餘圓、繼續費の年度こそ違ひはありまするが、要するに約五百餘萬圓を計上されたのであります、私は茲に於いて疑のあるのは本土に於ては八箇年の繼續、朝鮮は五箇年の繼續、臺灣は六箇年の繼續、樺太は五箇年の繼續、是は土地の廣狹、人口の多少に依て多少年度に違ひはあると思ひますが先づ本州の八箇年、是は經驗のなき極めてむづかしい事業でありますから、念に念を入れて八箇年としたのであらうと思ひます、之に付ては多少長いではないかと云ふ御批難もありませうが、私共の目から見ては是は左樣に思ひませぬ、是は然りと思つて居ります、然るに臺灣は六箇年繼續であります、是は甚だ私は分らぬ、臺灣は御承知の如く戸口調査の名前に於て三十八年に一回の島勢調査を施行いたし、大正四年に同じく三箇年の繼續費を以て第二回の戸口調査をして居ります、即ち二回の戸口調査を過去に於てして、而かも其繼續費は三箇年であつたに拘らず、今度の臺灣の國勢調査は何故に倍の六箇年の繼續費であるか、或は前の二回の調査に於きまして三箇年の繼續費と云ふ名目であるが、其實は他の方法に依り他の名目の費用に依つて六箇年に今までなつた、其經驗に鑑みられて今度眞相を此に吐露せられて六箇年とせられたのでありますか、如何にも前二回の經驗のある臺灣に三箇年とせずして今年に限つて六箇年にするのは甚だ私には分らないのであります、樺太の六箇年、是は小さい所に似合はぬ甚だ長い年限でありますが、是は土地の關係等もあつて致方ないと考へて居ります、朝鮮の五箇年が又分らぬのであります、朝鮮は人口が千五百萬あらうと考へて居りますが、交通機關の如きも又本邦の如く十分な所でないと考へて居ります、而かも朝鮮には餘り斯樣なことに經驗のある方が無いのみならず、一般に內地より一層新規の眼を以つて見られて居るだらうと考へて居ります、それが五箇年で完成する、是が私共最も分らぬのであります、二度の經驗ある臺灣でさへも六箇年と云ふのに朝鮮が五箇年、臺灣が六箇年、甚だをかしいのでありますが、朝鮮の五箇年も新規の初めての事業として是は短か過ぎると云ふことは私は分らぬのであります、此の說明が今日如何にも未だ私には分らぬのであります、それから本州の八箇年繼續費の費用が二百五十餘萬圓が計上してあります、所が御承知の如く是は地方費大正九年に於て百五十餘萬圓あると考へます、是は衆議院の豫算委員會に於きましては斯樣になつたのであります、地方費の負擔はどうしても認める事は出來ない、若し政府に於て大正九年に百五十餘萬圓の全部を負擔するならば國勢調査費は認めるが、若しも地方に負擔を掛けるならば此案は否決すると云ふ狀態であつたのであります、然るに其時の政府委員は斯樣に言はれて居ります、甚だ曖昧であります、是は豫算委員三分科の速記錄でありますが市來大藏次官は政府は出來るだけのことをする、斯う言はれて居るのであります、是は初めてゞあります、二度目にも出來るだけのことを政府は努めますと政府は言はれて居るのであります、斯う申されたのであります、豫算委員會の方は明かに大正九年に百五十餘萬圓の地方費を出すと云ふことを言明すれば之を可決するが、然らざれば否決する、然るに政府委員ははつきりと百五十餘萬圓の費用は大正九年に於て出すと出ふことを言はれずに、婉曲なる言葉を以て言はれたのでありますが、此婉曲なる言葉は大藏大臣に於きまして衆議院の希望の如くに大正九年に於て百五十餘萬圓を國庫の支辨とすると云ふことを茲に斷言は出來ないか、御斷言が出來れば甚だ結構でありますが、それを御伺ひしたいのであります、若しも是が衆議院の希望通りに果して地方費と云ふものを全部國庫で負擔すると云ふことになりますれば、然らば、明治三十五年法律第四十九號は如何されるのでありますか、此法律に依りますと、地方費と國庫の分擔とすと云ふ事が規定されてある、若しも此地方費全部を國庫で負擔しますと法律を更へなければならぬと考へて居ります、是は如何になりますか、伺ひたいのであります、それからして此衆議院の希望の如くに百五十餘萬圓が國庫の支辨となりますと繼續費に於きまして、大正九年の繼續費が殖えるのであります、其繼續費の追加豫算に本議會に出されるのであるか否や、是は大正九年のみの地方の負擔でありまして、其他に地方の負擔は掛らぬのでありますか、併ながらそれは大年九年に至るまで、即ち大正八年度あたりに追加豫算を御出しになるのでありますか、或は此議會に於て追加豫算を出されるや否や、之を明かに伺ひたいのであります、終りに臨んで伺ひたいのは關東州並に青島に於ける所の調査は如何でありますか、是は青島の如きは既に獨逸が占領して居りまする時分に三回やつて、戸口調査をして居る[illegible]であります、是は千九百十三年の如きは最も新しい所の「センサス」の方法に依つて青島で施行して居ります、併し此關東州、青島此二箇所に於て或は國勢調査の名前を附せずと、或は戸口調査、或は其他人口調査と云ふやうな名前に依て、矢張り日本の國勢調査と同じやうな時期に類似のことをされるや否や、之を伺ひたいのであります、私は此答辯を決して當局大臣に求めませぬ、大臣の簡單なる、具體的ならざる御答では滿足しないのであります、私は次官でも書記官でも、私を滿足せしむる所の御答辯を希望するのであります。

「國務大臣大島健一君演壇に登る」

○國務大臣(大島健一君) 柳澤伯爵の御質問は飛航機の將來の進步を如何にするか、特種兵器の製造並に試驗の費用を要求して居る、之に對しては曾て開戰當時斯ることの必要はありはせぬかと云ふことを言うた時分にそれは無いと言うた、又今日此費用を以て研究し製造するものは歐洲大戰に用ひた所の模倣であるか、斯う云ふ御尋のやうに聞えまする、飛航機の進步と云ふことに付きましては、自分も責任者として深く遺憾を感じて居ります、併し四十三年以來之に關係して居りまする者は軍人中にあつて相當此途に堪能なる人、其他博士、學士と帝國に於ては斯道に屈指の人を從事せしめて居りますのであります、又是等の人が自分の見て居りまする所では非常に精勵を致しまして、今日の程度に進めました次第でございます、昨年の演習其の他も伯爵の御考では含んで居るかも知れませぬが、成績等に付て甚だ不十分であると云ふ御言葉は一應拜聽して置かぬければならぬだらうと思ひます、併しそれには申上げれば相當の理窟もありまするが、それは除きまして兎に角此四十三年以來の研究に依りまして今日の程度になりましたのでございます、此軍用の飛航機は單り飛航をすると云ふ、即ち操縱ばかりでなしに製造する、日本で日本の式の飛航機を自ら製造し之を操縱すると云ふことにならぬければなりませぬのであります、其の二つに向つて段々研究を致しました結果、此局に當つて居る者の考では、先づ凡そ日本に適當なものを日本で製造し得るまでの經驗と技能を積みましたのであります、操縱者も相當に各種の操縱法を帝國內に於て研究し乃至は外國に差遣しま

して研究をしましたものも數多出來まして、凡そ今後は自ら造り自ら使用することが出來ると云ふ程度に進みました、依て今回之に關する費用を請求いたしました先ほど伯爵の御擧げになつた外に飛航機の製造に於て最も困難としますするもの、又其主なるものは發動機の製造であります、發動機の製造を主としてやる工廠を四年間に於て……四年の繼續費を以て完成をする爲に三百萬圓の繼續費を請求して居ます、是等を以て製造し、尙ほ此操縱の研究を進めて行かうと云ふ考でございます、今回請求しましたので凡そ平時の編制も殆ど其全部を爲し、又之を動員して戰爭の必要を充たす、即ち製造に於ても、操縱の人を得るに於ても、今後擴張完成の後には平戰兩時の所要數を充たし得る考を有つて居ります、それから此飛航機將校の採用養成に付て又其將來に付て御心配の點を御質問になりました、飛航機將校の採用は今日まで中少尉階級の者で志願者を採つて居ります、其外下士官の此技能に適する者を採つて教育をして居ります、又徵兵令には十七歳以後にして志願兵たることを得る制度がありますので、飛航機に乘る事の希望を有つて居る者は此志願兵からも採り得るやうに、それ〳〵聯隊區あたり徵兵の任務に當る者には注意がしてございます、又此飛航機操縱の教育を受けました者、觀測も同じでございます、是は皆隊に居ります者の志願者を採つて、一年間教育をして隊の下に置いて、時に及んで復習をさして職時の用に供する、其年齡は凡そ三十まで位と考へて居るのでありますから、其以後は矢張り隊に在つて本職に於て順次昇進をして行くのでございます、養成法は唯今申上げました如く志願者をして一年間航空隊に在つて操縱を學んで歸ることになつて居ります、今後は航空隊が四つになつて……全國四箇所にあつて、是等が各々其の志願者を……將校下士其他志願兵等の教育をすることになつて居るのであります、將來と申すことは唯今申上げた如く各々其本科に……本務に從つて居り、長く又それを續けて來るのである、それから特種兵器の研究並に製造に百五十萬圓の請求を今回初めて致しました、是は主として大口徑砲であります、攻城並に海岸砲等、但し歐洲の戰場に於きましては此攻城砲並に海岸に使用すべき非常なる口徑のものを若干野戰に應用をして居ります、例へば獨逸の四十珊とか佛蘭西では五十珊と云ふやうな榴彈砲か出來て居ります、但し佛蘭西のは戰場に出たと云ふことはございませぬが、是等は極く僅かなものでございますが、さう云ふことに應用の出來る砲であります、從來陸軍には日露戰爭以後に於きまして、兵器の研究製造に關する費用は相當に豫算がありまして、其時代のものが順次操延べられて猶ほ今日も殘つて居ります、其等の費用を以て常に研究を重ねて居ります、又製造の費用もありまして、製造も致して居ります、故に先ほど伯爵の先きに斯る研究を要することはないかと云ふことを云うた時分に、兵器に於ては左ほど新らしいものを見出さぬと言うたと云ふことの御話でありましたが、それは私は記憶いたして居りませぬが、元來此主要なる兵器、野砲とか野戰重砲とか云ふやうなもの乃至は小銃、此主なるものに於ては日本の制式が定められて居り、之を順次改良をして居りまして此の主なる多數なものには歐羅巴の兵器に讓らぬならぬと云ふ點は殆ど見出ださぬのであります、多分それ等のことを申したのであらうと思ひます、で今回の戰爭に於きまして最も新規と感ずるものは四十珊乃至は五十珊と云ふやうな大口徑の榴彈砲等を用ひましたことが最も著しいものでございます、併し其數は極めて少く又それを使用した場合も極めて尠いのであります、威力はあるには相違ないけれども之を使用すると云ふことには特殊の設備を要します併し我が攻城砲を用ゆる攻城砲乃至は海岸等にそれ等の新しく現はれたものを研究する爲めに今迄も續けて居りましたが、非常に大きなものであります爲に、一門を試驗用に造るにも非常に金を要します、今まで持つて居りまする金では研究製造に不足をしますに依りまして今回百五十萬圓を請求いたしましたのでございます、此金では歐羅巴のものを模倣するのであるかと云ふ似寄つた鐵砲ではありますけれども、日本は日本の今日まで參りました式がありますので、教育上にも使用の上にも日本の凡そ式のもので相當のものを研究を致して居ります、日本獨得のものでございます、此間伊良子崎で試驗射擊を實施いたしました時にも貴族院からも若干御出を乞うて御覽を願つたのでありますが、あれ等も新しう研究をしまして、此費用ではありませぬ、前の費用で出來上がりましたので、最終の試驗射擊を執行いたしました、即ちあれ等は全く日本の式でございます

〔國務大臣加藤友三郎君演壇に登る〕

○國務大臣(加藤友三郎君) 柳澤伯の御質問の飛航機に對しましての御答は大體陸軍大臣の述べられたことに依りまして海軍に關しましたことも略々盡きて居るやうに考へられるのであります、唯今回提案いたしました飛航機の數を以て滿足をするかどうかと云ふ御質問でございまするが、當局は今回の提案を以てまだ滿足は致して居らないのでございます、併ながら近き將來に於きまして更に計畫を立てまして提案する考を有つて居ります、唯此若干年間は今回の提案を以て暫く滿足いたして居らうと考へて居るのであります、又將校の養成に付きまして御質問でございました、是亦大體陸軍大臣の述べられましたのと略々同樣な方法を以て海軍も實施いたして居ります、茲に特殊の養成法を講じて飛航機乘とでも申すが如きものを造る考へはないかと云ふやうな御質問であつたかのやうに拜聽いたしましたが、唯今は斯の如き考は有つて居りませぬ、此問題に付きましては三種の意見がございます、研究は致して居ります、併し唯今責任を以て御答へ致しまするのは矢張り現に居ります所の少壯將校の中から選拔いたしまして、又下士の中からも選拔いたしまして特殊の教育を施しまして、是等をして操縱せしむると云ふ方針で實施いたして居るのであります、それだけ御答を致します。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 柳澤伯の國勢調査に關係いたしまする御質問に對して其一部分を御答を致したいと思ふのであります、國勢調査に關係の經費は伯爵の仰せらるゝ如くに、衆議院に於きまして此調査は今日の場合に於て是が計畫を立つると云ふことは適切なる事柄である、併ながら之を實行するが爲に地方の負擔を增すと云ふことは是亦一面忍びざるの事柄であるから、成るべく負擔を增さないやうにと云ふ衆議院に於ての論があつたのであります、それで政府と致しましては、衆議院の主張する所も一理あるものと認めまするに依つて、是等に付きましては成るべく地方に負擔をかけない方法を以て考慮すると云ふ事柄を政府委員より言明をして居る次第でございまする、若し斯樣に致しまするとすれば伯爵の仰せらるゝ所の法律關係の問題でありまするが之を直ちに國庫より出すと云ふ事柄になりますると云ふと、御話の如くに法律に牴觸をするやうな事柄になります、併ながら地方に出さして置いて其代償を國から出すと云ふやうな遣方を致しますればです法律の改正をしなくても行くやうな事柄にもなりますので、此法律を改正するや否やと云ふ事柄に付ては尙ほ大に研究の餘地があらうと政府は考へて居ります、次に然れば本年の今期の議會に於て或は追加豫算等として左樣なものを出すかどうかと云ふ御話もございましたか、それに付てはです、御承知の通り是等の經費を要する事柄は大正九年度位から要することになりますので、今回の議會に之を提出を致すことは甚だ困難だらうと思ふのであります、法律關係其他の前後を能く考慮しまして、大體御質問の趣旨に依りまして將來に於て之を提出いたしたい、斯う考へて居りますのであります、其他國勢調査の實行方法に就きまして內地と各殖民地間の間に於きまして年限の相違其他がある、之に付て御質問になりましたが、是等は伯爵の御希望の如くに寧ろ政府委員よりして詳しく申上げた方が宜からうと思ひますから、私は右申述べただけを御答へ致して壇を降ります。

〔政府委員白仁武君演壇に登る〕

○政府委員(白仁武君) 柳澤伯の各殖民地間に於ける國勢調査の年限の相違に付ての御尋ねに御答を致します、此事の起りました時分に各殖民地間の當局者は集會を致しまして打合せを致したのであります、而して各々其所管する所の管內の事情及是迄の經驗或は用意等のことを參酌いたしまして、各々此內地に於ける所の調査、八箇年の期間の範圍內に於て其調査の力量、各々の力量を參酌をして期限及其經費を取極めました次第であります、臺灣に於きましては唯今の伯爵の御言葉の通りに、成るほど戶口の調査を二度に亘りまして從來やつて居りまする經驗がありまする、それ故に多少今度の調査に付きましても、其經驗を利用するの點はありませうが、御承知の通りに調査の事項が稍々廣汎に亘りまする故に、是迄は四箇年で調査をなされて居りまする經歷を持つて居りまするが、今度の調査に當りましては、初年に於て準備のことに從事し、又最終年度の第六箇年目に於きましては整理の時間に充てると云ふ目的を以て六箇年と致した次第であります、然るに朝鮮の方に於きましては五箇年になつて居る、是が抑

御伯爵の御疑問の起つて來た元であるやうに伺ひまするが、朝鮮に於きましても是まで民勢の調査と云ふことで段々用意もありまするし、又其一部に亘りまして調査をやつたこともあります、それ故に全く臺灣と事情が違ふ、全く新規なこと、云ふこと程それ程新規なことをやる譯でもありませぬから、多少そこに用意が是までの利用すべきものがあると申上げても宜からうと存じます、而して人口も多し又調査區域も廣いのであるから、臺灣よりも短い時間で出來る、理窟はないと云ふ御疑であらうと存じまするが、唯今申上げまする所の、是までの用意及經費を、それだけ太く短く致しまして勉强いたしましたならば、五箇年でやり上げると云ふことも强ち無理なことではなからうかと存じます、併し伯爵の御心配になりまする通りに、今度の調査は全國に亘つての調査でありまして、各々東西南北悉く其調査の項目方法其他のことが十分に調和が取れて同一の成績を得なければならぬと云ふ大事な事柄でありまするから、若し萬一伯爵の御心配の通りに年限が足らない、或は經費が足らないと云ふやうなことがあつては甚だ濟みませぬのであります、それで此點は十分に各殖民地に於きましても注意を致しまして、若し足らざる所があり、又其期限が十分でないと云ふ場合には、過つては改むるに憚ること勿れと云ふ策に出るより外はないと存じます、此事に付きましては尙ほ計數等も能く御覽に入れまして、後日委細其當局の當事者よりも申上げることがあらうと存じます、樺太に於きましては御存知の通りに、人口も他の二箇所に比べますれば少し、又其區域に於きましても廣漠、無人の境が多いことでありますから、是は唯今の豫定の期限に於て十分に成功を遂げることであらうと存じます。

○伯爵柳澤保惠君　尙ほ一言白仁長官に伺つて置きたいと思ひます、御苦しい御答辯を承はりましたが朝鮮では最初斯様なことはなかつたけれども聊か準備めいたこともあるし、又似寄つた調査もして居つたかの如き御答へでありましたが、私の承知して居る所では、朝鮮では警察官に命ぜられて、名は人口調査と申しましたか、戸口調査と申しましたか存じませぬが、兎に角左様な調査はされたのであります併ながら此國勢調査の方法はそれと全く異なりまして、御承知の如くに左様な、是まで朝鮮でやつた所の杜撰な方法でやるのではないのであります、故に朝鮮に於ては斯様な經驗があつたかの如き御答辯は事實に當らぬと存じて居ります、故に私は此五箇年繼續は甚だむづかしくはないかと云ふことを申すのであります、臺灣のは今の御答辯を見ますると、三箇年計畫の豫算で是まで二回の實行を見たが、實際は四箇年に亘らむとして居る、然らば何故に今度之を六箇年にしますか、二回調べられて事實は四箇年に亘つたとしますれば、其二回の經驗を利用せられまして四箇年で出來はしないか、それが六箇年と云ふのは何故でありますか、是は臺灣の方の政府委員に伺ひたい、白仁長官では御答辯は如何と思ひます樺太の方に付てはもう伺ひませぬ、それから關東州靑島に付ての質問に御答辯がございませぬ、之を伺ひたいのです。

〔政府委員白仁武君演壇に登る〕

○政府委員(白仁武君)　重ねての御質問の一部に答へます、關東州及靑島は御承知の通りに我が勢力の範圍及範圍に入らむとする所のものではありまするが、まだ今日に於きましては外國の區域たるを免れぬのであります、それ故に是は調査の範圍に屬して居りませぬ、それから朝鮮の是までの取調の經驗云云と云ふことは、私も決して、朝鮮の是までの調査の經驗を十分に利用いたすから五箇年で宜しいと云ふ程、力を入れて申上げた譯ではございませぬ、唯民勢の調査に稍々歩を進め、用意を致して居りますから、多少年數等に於ては省略することを得ると云ふ考を起したるものでございます、臺灣の問題に付きましては、今臺灣の政府委員より御答を申上げることに致します。

〔政府委員下村宏君演壇に登る〕

○政府委員(下村宏君)　唯今柳澤伯爵より、臺灣の國勢調査が從來の經驗に比して尙ほ六年まで延ばしたのは何故であるかと云ふ御質問と承知いたします御答を致します、臺灣では明治三十八年。次いで大正四年戸口調査を致しまして、是は四箇年度に亘つて居ります、今回の第二回の戸口調査も大正六年度を以て終ることになつて居りまするが、年を逐つて調査事項が殖えて參りまして、現在の人數だけでは此年度に終了も餘程困難を感じて居ります、で此方は御承知の經費が約二十二萬五千餘圓であつたと記憶して居ります、今回の國勢調査の方は三十一萬餘圓でございまして、御承知の在來の戸口調査で調査する事項以外に新たに調査すべき事項も多くなつて居るのであります、臺灣總督としましては無論他の殖民地が何年だからどうと云ふことを考慮する遑なございませぬ、唯初めての國勢調査でありますから從來經驗はありまするが、尙ほ十分念を入れて今度は遺算なきやうにと云ふ事で、戸口調査部に於きましては大體事業の順序としましては、七年度には共通事項の內容等に關しまして準備を致しまして、打合せを致します、八年度には中央に於て是が協議會の會合、又各地方廳の吏員の練習、九年度が準備及實査、或は所帶票等の檢査、或は小票計の作製、それから十年度には集計をしまして、十一年度には共結果を編纂し、十二年度には共通事項の結果進達等をすると云ふ大體計畫を立てゝ居ります、無論經費の都合もありまするし、又人員の割振り方もありますからして、是等の年度割と云ふものは無論絶對のものではありませぬが、從來の分量と年度割に比しますれば、今度の仕事の分量、又計畫等に於きましては、丁度之に先づ二年を加へましたならば、在來の經驗に徵して遺算なくやれやうかと云ふので、此計畫を立てました次第でございます、御答を致します。

○伯爵柳澤保惠君　本員は尙ほ進んで伺ひたいと思ふこともございまするが、餘り細かくなりますので私は他の機會に讓りまして、今日は是で止めます。

○議長(公爵德川家達君)　木村譽太郎君。

○木村譽太郎君　私は簡單な質問でございまするので自席で致します、私は此豫算を議するに當りまして我國の財政經濟に一大影響を及ぼす問題を發見いたしましたので、外務大臣の御答辯を得たいと思ふのでございます、昨日の新聞を見まするに華盛頓電報と致しまして、米國が生絲の輸出入に關して特別の許可を得なければ輸出入ともすることが出來ないと云ふやうなことを唯今專ら計畫して居るやうに見えまする、此事に付きましては何か外務省へ向けて通信もありましたことでございませうか、否やと云ふこと、又此我國の生絲なるものはなか〳〵彼の鐵の問題の如きものとは違ひまして、一層財政經濟に非常なる關係を有つものであります、農家は勿論、一般社會に於て、若し萬一米國に於て生絲の輸入を制限若くは禁輸入をしたならば、一時は我國は實に火の消えたる如き有様にならうと私は心配するのであります、付きましては政府に於きましては若しも是が既に發表の後では運いのであります、で此事は發表前に於きまして外交の手段を以ちまして米國と能く交渉をせられまして、我國の生絲の除外せられるやうなことの運びになすことの見込がありや否やと云ふことを、併せて私は外務大臣の御答辯を得たいと思ひます。

〔國務大臣子爵本野一郎君演壇に登る〕

○國務大臣(子爵本野一郎君)　唯今の木村君からの御質問の件に關しましては外務省の方にも一應の電信も參つて居ります、併ながら是は大體のことに關することでありまして、特に日本の生絲に對してどう斯うすると云ふことは未だ參つて居らぬのであります、御說の通り生絲が……生絲の輸入禁止と云ふやうなことになりましては、我が帝國に取つては容易ならぬことでありますから、政府に於ては此問題は愼重に今日までも考慮を致して居りまするし、又今日も考慮を致して居りまして、是非相當の執るべき手段があれば之を執らなければならぬことゝ考へて居る次第でございます、此問題に付ては今日の所では是れ以上のことを申上げる地位に居りませぬ、どうか左様御了承を願ひたうございます、此問題は眞に日本に取つては重大な問題であります、政府でも深く考慮いたして居ります、左様御承知を願ひたい。

○議長(公爵德川家達君)　服部一三君。

〔服部一三君演壇に登る〕

○服部一三君　私は海軍大臣並に農商務大臣に御質問いたしたうございます、先刻大藏大臣の御演說の中に國防のことは等閑に付すべからざるものであるが故に、國家自衞の必要を充たすことの此軍事計畫をしてあると云ふ御話でありましたが、海軍に於ては八四艦隊、それに附屬する所の補助艦艇、又飛航機等の御計畫になつて居りまするのが、唯今の御計畫に依りまして、それが完備した所で大正十年若くは十二年になつても、是で日本の如き地勢で臺灣方面、津輕方面、若くは對馬海峽、又は帝都附近を守るに是で十分であると云ふ海軍大臣の御考であるか我々の如き此軍事上に付きましては丸で門外漢である者であるが、誠に不安の念を有つて居るのである故に海軍大臣は是で足つて居ると云ふ御考であるか

否やを聞きたいのであります、若し又今日の財政狀態又其他種々な事情に依つて不足ではあるけれども先づ是だけにして置くと云ふ御考であるならば、軍事上の事は他のことゝ違つて人を對手のことであつて、直ぐ勝敗に關係することでありますから、何れ之を十分に足れりと云ふ所まで御計畫になることの必要があるものであらうと思ひまするで、それは何時さう云ふ御計畫はなさつて御提出になるかと云ふ二點に付て御答を伺ひたい、農商務大臣は此物價の調節と云ふことに付きましては非常に御心配になつて居ると承知して居ります、現今總ての物價が騰貴して、それが爲に隨分一般の者が困苦をなして居ると云ふことは皆承知して居る所でありまするが、私は問はむと欲する所は、我國の國産の中に於ても最も上位を占めて居り、又我國の人民の生活上最も必要である、即ち米のことであります、米に付いての御考を伺ひたいと思うて居ります、先般農商務省より御發表になつた所の表に依りますと云ふと、昨年の米の産額が五千四百五十萬石少し上であつたかと記憶して居ります、此の統計と云ふものはどれだけ信用を置いて宜いか惡いか是れは人々の考でありますが、是れは假に確かなものと見ても日本の人口に比較しますと云ふと、どうしても百五十萬石以上は確かに不足と云ふことが分つて居る又此の米などのことに付て多年の經驗のある人などの説で言ふと昨年の氣候は……收穫近くの氣候と云ふものは米には餘ほど惡影響を及ぼして居るものであるから、是れは全然耕減りのするものであると云ふことを申して居るのである、是れも或は信用すべきことでありはしないかと思はれる、又農商務大臣が何處かで御話になつたやうに記憶して居りますが、朝鮮などから日本へ這入る米もあるからと云ふことでありましたが、如何にも朝鮮米と云ふものはつねには一年に百八十一萬石内外は内地へ這入りよるのであるが、併し今度はさう這入ることは恐らくむずかしいのである、何故ならば朝鮮の内地で消費する所の額も餘ほど增して參り、又滿洲方面に向つて輸出する額も餘ほど增して來て居るから、是れは迚もさう澤山内地に這入ることは出來ぬものである、又從來は麥を食ふて米の不足を助けて居つた所の人も非常に澤山あつた、今日も無論ありまするが、併し近來小麥の高い爲に大麥を作ることを廢して小麥を作る所に向つた者も餘ほど殖えたのであります、ところが其小麥と云ふものは日本で消費する目的でない、外國へ小麥粉にして出す目的で多くは作つたものであるから是は小麥が出來ただけは日本の人の食料は減つたと見にやならぬ、それで如何に考へても米は不足であると云ふことは私は確實であるので、米の騰貴と云ふことも他の物の騰貴からして影響を受けて、さうして幾分かは高うなつたと云ふこともありませうが不足であると云ふことが大なる原因でありはしないか、現に昨年の十月頃までは外國米が日本へ多少這入つて居つても、其ものは日本から再び南亞米利加の方などへ向つて輸出したものである、此頃になれば内地で消費する方に持つて行つて向ける影響があるのである、其高も少いことではない、現に私の調べに依れば現在日本へ既に著いて居るもの、又四月までに日本へ這入つて來る所の外國米は六十萬石以上である、それは皆内地消費の目的を以てであるのでございます、之を以て見ても内地米と云ふものは不足であると云ふことは證明されるであらうと私は思ふ、それで大臣に御尋ねしたいのは、大臣の御考では、第一内地米は不足であると云ふ御考であるや否や、若し是が不足であると云ふならば、此米價の調節を計る爲に如何なる方法を御執りになる御積りであるか、大臣も衆議院でも御話になる通り、物價の調節と云ふことは、需要供給の調節を良くする外仕樣がないことであらうと思はれる、それに付てはどう云ふ方法を御執りになるか、是は決して其規則に依つて取締るとか、何とか云ふことでは目的を達し得ないものではないか、現に妙な現象がありまするが、是は農商務大臣も能く御調べになつて居ることであると思ひますが、昨年九月一日に暴利取締に關する省令を御出しになつて、其九月よりして御承知の通り玄米市場と云ふものは東京と神戸と二箇所あるのでありまするが、神戸などの玄米市場の米の高と云ふものは段々減つて仕舞つた、さうして漸次減つて今日でも玄米市場の米と云ふものは東京でも非常に少い、米の値段が高くなつたならば、市場へ持つて來て米が出さうなものである、所が米が出ぬことになつて居る、是は何に依つてであるかと云ふことは、是は餘程御考になるべき性質のものではないか、其當時九月、十月頃に、私の承はつた所では即ち此取締令を御働せになる以前よりずつと前に承はつた所に依れば、玄米を市場へ持つて行つても何時暴利取締令を働かされて、どのやうなことが起るも知れぬと云ふので玄米を澤山持つて來ないのである、それが爲め玄米が少いから玄米の賣買の方の價にも響いて來た譯であると云ふことを言ふ人さへもある、是は或は私共の耳に這入つたのが間違ひかも知れぬ、それで要するに私の御尋ねしたいのは此米價の調節と云ふことに付ては、どう云ふ御考であるか、米と云ふものは不足であると云ふことなれば、無論或る程度迄騰貴するのが當然であらう、他の物價が總て騰貴する時分には、それに付て或る程度迄高くなると云ふことも是も當然の話でありませうが米の如き最も國民の生活に必要なるものに付きましては容易く供給即ち運搬の便を圖り、又運賃の低下をして或は又關税を下げるとか、種々な方法を以て出來るだけの手段を御盡しになることであらうと察して居りますが、是等のことに付ては如何に爲さる御積りでありますか、或は此儘で御置きになるのか外國の例などに依りますると、此農産物、殊に生活に必要なるものの爲には鐵道などでも運賃を下げるとか、或は臨時に便利を與へるとか云ふやうなことは屢々するものである、故に當局に於ては之に付て如何の御方針を御執りになるか、それを承はりたいと思ふのであります。

〔國務大臣加藤友三郎君演壇に登る〕

○國務大臣（加藤友三郎君） 唯今の御質問に御答を致します、御質問の要旨は今回の提案で十分と思ふかどうかと云ふのが一つと、又將來の計畫に對しては何時頃出す見込であるか、此二點が御質問の要點と拜聽いたしました、今回の提案を以ちまして滿足は致して居りませぬ、付きましては、此機會に今回の計畫を立てました所の主義方針の極く梗概を御話いたしましたならば、多少の御參考にならうかと存ずるのでございます、御承知の如く昨年の特別議會に於て大體の方針を立てまして、提案いたしたものの御協贊を經たのでございます、然るに歐洲の海戰は種々なる經驗を我々に與へまして、其經驗に鑑みまして既定の計畫、即ち昨年御協贊を經ましたものの其計畫の尙ほより以上の力を增加いたしたいと云ふ考を有ちましたのでございます、此力を增加いたしまするには、既定の計畫に屬しまする艦艇個々の力を增加いたしまするのと、艦艇の數を增加いたしますることの此の二つの計畫を立てた次第でございます、艦艇個々の力を增加いたしますることに付ては、其攻撃力、速力等に於て既定の計畫を多少變更いたしました、それが爲め不足いたしまする所の豫算を今回要求してございます、又艦艇を增加いたしまする方の側は主として補助艦艇を成るべく速に完成すると云ふ方針を執りましたのでございます、御承知の如く歐洲海面に於きまする所の驅逐艦・潛水艇の働きは偉大なもので、今日迄我々が豫期せさる以上の効果を生じて居るのでございます、從つて是等の艦艇を增加いたしますることが切實に必要であると云ふ感じを持ちましたので、今回の計畫に於きましては主として此方面に力を注いだのでございます、從つて既往に海軍當局が計畫を立てゝ居りました所の補助艦艇の數より遙かに今回提案いたしましたものは多くなつて居ります、此補助艦艇を增加いたしますることと、尙ほ之に加ふるに餘力のある限り主力を增すと云ふ意味に於きまして、大艦二隻の建造の豫算を提出して居る譯であります、是等の計畫を立てまするのには、一面に於きましては、財政のことも考へませなくてはなりませぬ、又工業能力、編制、此三つの者を加味按排いたしまして、今回計畫を立つた次第でございます、併しながら此計畫を以て當局は十分とは考へて居りませぬ、尙又次回の計畫を提出いたします時期に付ての御質問に對しまして、現に現存いたして居ります所の艦艇の補充並に今日國防の方針として決定いたして居ります所の方針を滿足いたしますだけの計畫を、大正十年頃に至りまして立てまして、皆樣の御協贊を經たい、斯樣な希望を海軍當局として持つて居る次第でございます。

〔國務大臣仲小路廉君演壇に登る〕

○國務大臣（仲小路廉君） 服部君の米に對する御質問に付きまして御答へ申します、今日米價の問題は實に社會の一般に注目いたす問題であります、之に付きまして此際政府の所見並に取りつゝある方針に付きまして此際服部君の御質問に對して御答を致さうと考へます、實に近時此經濟界の變態に依りまして各種の品物何れも騰貴を致すのであります、一面に於きましては世の中誠に繁昌を告げて居ります、それと同時に又中流以下及一定の俸給を以て衣食いたして居りまする者は、此物價の騰貴に依りまして

生活上甚だ困難を告げる事があります、殊に最も食料として大切な米穀のことであります、誠に社會中流以下其他の者は、是れの高價になりますることに付きましては餘ほどの困難を感ずるのであります、故に政府に於きましては成るべく此際に於て一般の人々の困りませぬやうに、出來得る限り斯る變態の際に於て、成るべく一般國民に安定を與へたいと期して居ります、之に付きましては、物價の高低は全く需要供給に關することであります、何と致しましても物資に不足を告げて居りまして、それに依つて價格の昂騰となると云ふことになりましては、是は誠に容易ならぬことであります、昨年夏の頃までは米穀の作柄は誠に宜しかつたのであります、私當局と致しまして昨年の作柄に付きましては甚だ喜んで居つたのであります、然るに甚だ不幸にも秋の頃、即ち十月の頃よりして氣候の不順に伴ひまして、甚だ面白くない狀況を認めたのであります、此結果に付きましては甚だ憂慮を致して居つたのであります然るに今年の一月になりまして實收の調査を致しました結果は、唯今服部君からも御話になりました如く、非常なる傷みがありはしないかと存じた割合に寧ろ米作は比較的好都合でありました、即ち五千四百萬石以上……加ふるに前三箇年間は豊作續きの時でありまして、農商務の當局の調査に依りますると我が現在の狀況に於きましては、前三箇年の豊作續きに搗てゝ加へて先づ昨年の米作も平年作以上でありました故に、是等の狀況より推し測りますれば、今日現在に於きましては供給すべき物資として左程の不足はないと認めて居ります、唯世の繁昌に伴ひまして米穀を消費いたしまする高が增して參る、從つて之を通常の場合を以て律する譯には參らない、此故に政府は最も苦心を致しまして、出來得る限りは生産の力を增しまする、先刻御話になりました如くに、或は米穀の外に麥類を用ひまするこど、各種の副食物を用ひまするこど、一面に於ては又成るべく穀物に付て節約の方法を以て此供給を充たす途も講ぜぬければならぬ、尙ほ其上に或は朝鮮米のことであります、或は臺灣米のことであります、場合に依りましたならば一般の安心を得まする爲に、外國米の輸入に對しまして便宜な方法も取りたい、此理由に依りまして唯今は關税の點に付ても攻究を致して居ります、殊に運輸運送の便、或は船舶に依る輸送のこと、或は陸上に於ける汽車便のこと、是皆當局大臣たる遞信大臣とも協議を致し、鐵道院總裁とも常に諮りまして、各種の方法を取りまして、出來得る限り此需用に對するの供給を滑に致すことに苦心を致して居るのであります、唯此際唯今の服部君の御言葉に對して一言申述べて置きます、政府に於きましては各種物價の昂騰は、全く需要供給の關係で、併ながら唯さへも斯る時期に於て物價は昂騰をしたい昂騰をしたいとして居る其際に乘じて、此際を利用して、玆に投機的、或は暴風雨のことに依つて、甚だ人々困難を致す場合、或は雪害風害等に依つて種々人々の困難を致しまする其時に、唯自己の謂れなき利益を貪らむが爲に、玆に一般の重要な關係を有つて居ります市價を暴騰せしむるが如き事柄は是は取締らねばならないのであります、此取締のことに付きまして、或は不便を感じ、不自由を感ずる者は種々に申します、去りながら是は致し方がないと存じます、一方に於て出來得るだけ一般國民の困らないやうに、需要供給の點を滑に致すことに努力を致すと共に、此時期に乘じて人々の困ることになるべき行爲に付て、是は相當の方法を以て取締を致しますることは已むを得ぬ次第と存じます、以上に依りまして、服部君の御質問に對しての御答は完結いたします。

○議長（公爵德川家達君） 休憩を致します。

午後零時二十三分休憩

午後一時三十七分開議

○議長（公爵德川家達君） 是より午後の會議を開きます、高木男爵。

〔男爵高木兼寛君演壇に登る〕

○男爵高木兼寛君 私は持前と致しまして國民の衞生問題に付きて御尋ね致したいのであります、第一に總理大臣に御尋を申上げたいことは、政府に於きましては、年々國家の根本たる國民の健康狀態に關する報告を發表されるのであります、依つて其の內容は大臣に於かせられては能く御了知のことと存ずる次第であります、實現して居る所を申せば、我が國民の體力は實に憫むべき悲しむべき程度にまで低下いたして居ると申上げて、過言でなからうと存じます、如何となれば、英米獨佛の諸國に於きましては、年々衞生狀態は向上いたしまして、人の死亡する割合も年々減少いたして參るのであります、然るに本邦に於きましては死亡の率が減少せざるのみならず、却つて增加の傾向があるのであります、就中幼少壯年の者の死亡率增加いたしまして、殊に十五歳より二十歳の間に於ける日本男女の死亡する割合は世界第一と聞いては驚かざるを得ぬのであります、斯の如く幼少壯年者の死亡率が增加いたす爲に、同胞中より勞役に堪へる者の數は漸次減少いたして參る譯であります、故に國力の負擔に堪ふべき者の數は比較的に減少いたして、扶助を受くべき國民の數が漸次增加するの傾のあることは、即ち茲に申上げたる統計表が示して居るのであります、是が諸般のことに及んで居るのであります、之を簡單に申せば、日本國民の能率が次第に低下しつゝあると云ふことを意味するのであります、爲に本員はいたく此問題に付て心を痛めて居る次第であります、業に已に帝國の干城たる陸海の兵士に迄も其影響を及ぼして居ることを本議場に於ても申述べたことがあるのであります、即ち兵員たらむとする壯丁の體格か年々不良になりつゝあると云ふことは、今や我が同胞中知らざる人は殆ど無いであらうと思ひます、當局の調に依りまして、多少良い傾があると云ふ御話はございますけれども、地方に參り當事者に承はつて見れば、大體に於きまして向上の傾ある所は殆どないのであります、獨り壯丁に止まりませぬ、其他の者も是々であると云ふことは嘗て申上げました故に本日は之に付ては御尋ねを致しませぬ、御尋ねすべきことがないとは限りませぬけれども、是れは他の場合に讓り置いて、今日は御尋ねするの要はないと申しますのであります、故に海軍陸軍の兵士達の健康問題に付いては何等のことも申上げませぬ、唯一般國民の健康が勝れずして、命期は寧ろ短縮し、殊に幼年、少年、壯年の者が次第に虚弱に陷り短命になりつゝあると云ふことをいたく心配いたすのであります、之れに對し總理大臣は如何なる御所感がございまするか、之れを伺ふのであります、萬一私と御同感でございますれば、それに對する御處置の方針と云ふものは、如何に御立てになつて居りまするか、伺ひたいのであります、第二に御尋ね申したいことは、教育の當局者たる文部大臣閣下に御尋ね致すのであります、現今に於ける……現在の教育の內容に付いて伺ひたいのであります、即ち體育智能、德育の三つに對し御意見を伺ひたいのであります、我々教育は年を經月を重ね漸次發達の状態になり、或る賀すべき状況を呈して居ることは申す迄もないことでありますが、尚ほ之れに一層の効果を添ふるやうに致したいと云ふ希望から此の御尋ね致すのであります、體育にあれ、智育にあれ、德育にあれ理論を主とし、專ら理論に馳せて實行を顧みざるの風があるか如く本員は認むるのであります、即ち知ることは知るが、行ふことは行はずに置くと云ふやうな譯でありまして、智識と行爲とは別物になつて居りますと云ふ感があるのであります、當局大臣に於かれては、即ち知行合一の事實が現はれて居るや否や、之に對する御所見は如何でありませうか、もう一つ繰返しまして、德育、智育、體育共に理論に馳せ過ぎて、實行を不問に置くと云ふ譯ではございませぬけれども、まあちよつと申さば嫌はないと云ふ風が今日の教育を受けたる人に現はれて居るが如く認めて居るのであります、本員の認むる所が誤りであれば、其の樣に御示しを願ひたい、然らずして成程本員の申す通りの事實が現はれて居ると云ふ御意見でございますならば、將來之に對する御處置は如何と云ふことを伺ひたいのであります其他のことは他日に伺ひます、次には農商務大臣に伺ひたいのであります、第一に日本全國の衣服材料として用ひるものは何人も知る通り主たるものが木綿、今日に至りましては毛織物、麻、亞麻と云ふが如き類のものになつて居るのであります、之に付て見るに第一木綿なるものは一般の人に用ひられて居りまするが、其人々は此木綿なるものが何れに生産するものであるかと云ふことを辨へて居るでせうか多くは木綿の如きは本邦に生産するものであつて、極めて容易に得られるものかの如く考へて居りはしないかと云ふ疑を私は抱いて居るのであります、如何となれば近年に至り之を衣服の材料として用ひる程度は甚しく向上したりと申して宜からうと思ふ、是が輸入の高も億を以て算へる程になつて居ります我は之を知らずして成るたけ多く之を用ひて今日を經過すると云ふやうな姿になつて居る點は甚だ遺憾ではないかと思ふのであります、實際申せば本邦に於ては木綿はない、昔日は相應に木綿の產地もございましたけれども、今日は內地に於ては殆ど木綿なるものは產出いたさぬと申して宜しい位である、僅に或る地方に於ては自家用棉花の耕作を致して居る

に過ぎない位の有様である、仍つて國民全體が日々使用する所の木綿類は悉く外國より輸入するものである、故に之が供給を絶たれたときには日本國民は木綿著物を著用することは出來ないと云ふ結果を見るのであります、然るに多少近年に至り朝鮮、臺灣等に出來るが如く承はつて居りますけれども、是等の產を以て如何ともすることが出來ない程の多量なる木綿を我が同胞は使用して居る譯であります、仍つて他日之が供給がないときには我は何を著用するかと云ふ問題が起るのでありますから、今日より之を考慮して置くことは我か國家に取つて重大なる問題であらうと思ふのであります、仍つて當局は此問題に對して如何なる御所見があるかと云ふことを伺ひたいのであります、第二には獸毛を用ひて居ります、即ち毛織物であります、先年來之に付ても、政府は其產出を促さむが爲に方法を講ぜられたことあるは能く承知を致して居る事柄であります、然れども之に付て伺はざるを得ない、歐米に於ける人心の傾向は寧ろ毛織物を少く用ひて綿織物を之に代へると云ふ風が次第に進みつゝあると云ふことを、今日は承はるのであります、彼は毛織物を棄て綿織物に移る時に、我は彼の棄てたる毛織物を頻に重用すると云ふが如きことが或は起らぬとも申されないのであります、仍つて此毛織物用に付て將來如何なる御所見があるものでありませうか、伺つて置きたい此二つの問題は衣服問題でございまして、豫め用意を致して居ると云ふことは國家としては爲し置かねばならぬ事柄であらうと信じて居ります、之に次ぎ麻亞麻等でございます、是以て又なくてはならないもので、麻の如きも今日輸入を仰いで居るが如く承知いたして居ります、亞麻も蓋しどう云ふことになつて居りますか、能く存じませぬから、萬一申上げて誤りがあつては申譯がありませぬ故に、此邊に於ては當局に於て御申聞けを願ひたいのでございます、次にございまするものは食物でございます、先きに服部議員より米のことに付て御質問かございましたが、私は米ばかりでなく、其他の食物全體に付て御質問申上げたい、歐洲に於ける戰亂に我も加祖を致して居ることでございまするが故に、戰時の覺悟は我等も有つて居らなければならぬことであらうと思ふ、承はる所に據れば、此戰亂に參加して居る國々に於ては食物に對する研究を努めて居ると云ふことである、然るに我國に於きましては、一般に未だ何等研究をして居らぬかの如く見えるのであります、是は甚だ遺憾なる事柄であると思ふ、第一に米に付ては先年の議會に於きまして、當時の農商務大臣の答へに依りますれは、如何に豊作であつても、平均すれば年々三百萬石の米の輸入をしなければ食料に不足を告ぐると云ふことを明確に答へられた、麥穀も亦年々不足である、其時の調べに依れば麥は七千萬石か足りないのである、加ふるに大豆も不足である、大豆は年々百二十萬石不足であると云ふ御答辯でありました、斯の如く不足のものがあると致しますれば、萬一に他より之を仰ぐことが出來ないなれば、何とか之を辨じなければならぬと云ふことになる、それも俄に斯の如き不足に遭遇いたしたときには手の出しやうがなからうと思ひます、故に豫め之に對する覺悟も亦必要なりと云はざるを得ぬのであります、次に米、麥、今申上げた大豆等の不足、之を外國に得ない……得ることが出來ないものと致しますれば、内に何とかして之を供給する途はないかと云ふことを研究するは自然の順序と云はざるを得ぬのであります、故に當局に於きましては、米の輸入も出來ず、麥の輸入も出來ず、豆の輸入も出來ぬと云ふことになりましたならば、如何にして其不足を補ふと云ふ御準備がありますか、之を伺ひたいのでありまず、又今日まで其準備もないものと致しますれば、將來の御計畫であります、其御計畫を伺ひたいのであります、本員一己に於きましては、食物の獨立は敢て困難なる事業にあらずと考へる、同胞俱に力を盡せば、食物の獨立は寧ろ易々たりと云ふことが或は出來やうと考へて居るのであります、故に全く本員の案なくして當局に御尋ね致す譯ではございませぬ、故に政府に於きましては、今申上げた通り是等のものを脇より得られない時には如何にするかと云ふ御覺悟が出來て居るか、之に對して御答辯を煩はしたいのであります、もう一言御尋ねしたい、それは住居のことであります、本邦は維新以來外國の風を慕ひ、住居いたす家屋の構造も亦頻に外國風を學ひ、此風に依て建設したる家屋に住居いたす者の數が年々増加いたしつゝあるのであります、政府に於ては古來祖先が住居いたしたる家屋を改造して歐米に於ける風の建築を日本國民の住居に充てるが日本國民の健康を保全し若くは健康の程度を高めるに良きものと看做して御居でなさるや否やと云ふ問でございます、未だ良否相分らずと云ふことでありますれば何か之を知るの方法を御盡しになりつつありますか、今日までの所では家屋の建築法と云ふが如きものに付て何等の方法も國民に御示しになつて居らぬやうに思ふ、是は甚だ遺憾なる問題であらうと存じます、之を御尋ねするは餘の儀にあらず前きに申上げます通り小さい子供學齡兒童及十五歲より二十歲、二十五歲までの若い者の體力が弱くなりまして、動もすれば夭折すると云ふ點であります是等の者が滿六歲より毎日數時間づゝ參入して稽古を致す學校の建物の如きであります、初めに當つては我國の學校は稍々祖先の住居に似寄りたる構造のものであつた所が、近年に至りまして益々歐風の家屋になりまして、風の通ひの惡い家の内に居て修業をすることになつたと共に、此若い者共の健康狀態が著しく低落いたしたと云ふ事實があると本員は確信して居るのであります、何より證據は統計局で示す所の死亡率であります、斯の如き死亡率の原因は單に家屋の建築に止まると云ふことは出來ないのでありますけれども數年の間、未だ發育盛りの者を風通しの惡い日の當らない所に長く置いて學問等をさせなければならぬやうなことに立至つて居ることは政府當局に於ても認められて居るに違ひないのであります、故に此の事を政府に御尋ね申すのであります今日は良しとも惡しとも言はずして、唯言ふがまにまに人民か造るがまに〱任せ置いてあると云ふ事實が茲に存して居ると思ふて居ります、故に御尋ね申すのであります、政府に於きまして之に對する御案が御有りになるやうでございますれば其御案を拜聽いたしたいもの、無いと致しますれば唯今御伺ひ致した問題に付て如何に考慮されつゝありますか御示教を願ひたいのであります。

〔國務大臣伯爵寺内正毅君演壇に登る〕

○國務大臣（伯爵寺内正毅君）　唯今の高木男爵の御質問の第一點であります國民の保健上に付ての意見を御質しになりました、實は差掛つた問題でありまして統計上のことや何かは詳しく茲に御答へし得ないのであります、必要があれば追つて御答へ致しますが、大體のことに付て私の所見を述べて御答へに致して置きたいと思ひます、全體我が國民の保健上の狀態は遺憾ながら他の先進國に較べまして優良であると云ふことの御答はしにくいやうに思ふ、固より今日まで兒童其外の衞生上のこと又國民一般の衞生上に付きましても相當の法規其外のことが實行されては居ります、併ながら概略私の記憶する所に依つて述べますれば、遺憾ながら國民全體の衞生は優良にあると言へない、甚だ遺憾至極でありますが、他の先進國に較べますれば遥に優良でないと言ひ得ると思ふ、而して此今日世界の趨勢から考へまして國民の保健の增進と云ふことは競爭場裡に於て第一の要件であると思ふのであります、今日の有樣を尙ほ改善いたし優良なる衞生上の狀態を持ち來したいと思ふのであります、又左樣に爲さなければ世界の競爭場裡に立つて優良なる位地に國家を置くこともむづかしいであらうと思ふ、依つて政府の施設は固より、個人各個總てに於て衞生の增進と云ふことを圖り、堅剛なる體力を保持する所の將來の人民を拵へなければならぬと思ふのであります、此點に付きましては唯今斯々のことを爲すと云ふ成案は持ちませぬ、漸次是より今日の施設に付て改良すべきもの又直ちに施設すべきもの、それ〱講究を致して、出來る限りの施設は致したいと思ふ、是だけのことを申述べます。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣（岡田良平君）　唯今高木男爵の御尋ねの第二は近來教育上のことは體育、智育、德育共に進歩したに相違ないが、併ながら動もすれば理論に偏して之に實行が伴はないと云ふ如き傾があるやに感ずるが、當局者の意見はどうであるか、若し果して然りとするならば、之に對する救濟の方法を何か考へて居るのであるかどうかと云ふ御尋ねであつたやうに存じます、此點に付きましては當局者も大體御質問になりました高木男爵と所見を一に致して居る者であります、確かに教育は各般の方面に於て進歩いたして居るに相違ないでありますが、智の方面に勵しますもの、意志の方面に勵しますものと其調和を得ぬと云ふことは確かに認めて居るのであります是は如何なる原因から左樣なることが起つたのであるか、之を第一に考へまして、而して後に之に對して之が救濟方法を考へなければならぬのでありますが、是は無論色々の原因があると存じますけれども其中で最も重なる顯著なる原因は我國の教育制度に於きまして、宜しきを得なかつた所のある關係であ

ると思ふのであります、即ち下級學校と上級學校との連絡が宜しきを得ない、下級學校と上級學校の施設が調和を得て居らぬと云ふことの爲に學校が進む度每に必ず競爭試驗を受けなければならぬ、激烈なる競爭試驗を受けなければならぬと云ふことは何れの學校にも伴つて居るのであります、故に何れの學校に於きましても、先づ此競爭試驗に堪へる、競爭試驗に於て勝を得ると云ふことを主に致して敎育を施すと云ふことはどうも免るべからざる所の弊害であつたのでございます、故に各學校に於て力を用ふる所は主として此試驗の成績を良くすると云ふことがあつたのです、即ち手短かに申しますれば智育の側に最も力を入れると云ふことに流れるのは是は自然の結果であると考へるのでございます、此弊を去りまして智育の側、又意志の敎育の側と云ふものが宜しく調和を得て居るやうに致しますには、どうしても敎育の制度全體に亙りまして、研究を遂げまして、上級學校と下級學校の連絡を宜しく致し、又上級學校下級學校の施設を調和を能く致すと云ふことに依て此各種の競爭試驗と云ふことをば出來得べきだけ之を減ずると云ふことに努めなければならぬのでございます、之をやりませぬければ之を假令如何なる改良を施しましても、先刻高木男爵の御尋ねになりますやうな弊を除くと云ふことは出來ませぬと考へて居るのでございます、此點に付きましては專ら唯今敎育會議に於きまして研究を盡して居るのでございます、又其敎育會議で研究いたしました其結果の一部分は今回の豫算の上にも既に現はれまして其實行を期すると云ふことに務めて居るのでございます、斯樣なる手段を執りまして此弊を救つて參りたいと當局者は考へて居ります次第でございます、それから最後に住居の構造に付ての御尋ねがございましたが之に付ては主として學校の建築のことに關係いたして居つたと存じますから私から御答を申上げるのでございますが、御話の通りに從來我國の建物は外國の建物と異なつて居つて、建物の內外に於ける所の氣候の相違、或は光線の多少と云ふことが誠に比較的少くあつて、さうして衞生上の或點に於ては必ず宜しいのでございませう、それが段々近頃西洋風の建物が殖えて參りまして、是等の特色が減ずると言ふことになつたのは、或點に於きましては衞生上宜しくないことであらうと思ふのであります故に是は能く研究いたしまして、外國の建築の利益のある所を採り、又其弊のある所を除くと云ふことを十分に注意を致さなければならぬと思ふのであります、唯光線の多い方が宜しい、餘り室の中に人間を保護することは宜しくない、と申しましても、外の便利、外の愉快と云ふものを總て犧牲に致すと云ふ譯にも參りますまい、其兩方の調和を得ると云ふことが適當なこと、必要なことであらうと考へるのでございます、學校の構造に付きましては專ら此見地から致しまして設計いたすことになつて居るのでございます、即ち一方に於きましては成るべく授業上に於ても亦生徒の愉快の上に於きましても都合の好いやうな構造をすると云ふことを致すと同時に、採光並に通風と云ふ如き點に於きまして、理論上必要なる程度のことは必ず之を實行せしむる、例へば窻の大きさでありますとか、或は室內の空氣の量であると云ふが如き、成るべく之れを多量に致しまして、授業上の便宜、又兒童の愉快、衞生の點と相一致するやうに努めて居る次第であります、之に付きまして精しい設備規則と云ふものがございまして、之れに依つて多く學校の建築を致して居るのでございますが、先年都合がありまして設備規則と云ふものは廢止いたしましたのでありますが、併しながら實際學校の建築に於きましては此設備規則の中に付きまして衞生上及敎育上必要なることは矢張り依然として之を採用して居ることになつて居ります、先づ斯樣な方針でやつて居るのでございます、併し是等の點は誠に大切な問題でございますから、將來に於きましては尙ほ研究いたしまして不都合のないやうに致すと云ふことに努力は惜まぬ積りで居ります

「男爵石黑忠悳君發言の許可を求む」

○議長(公爵德川家達君)　石黑男爵はどう云ふことでございますか。

○男爵石黑忠悳君　唯今高木男爵からの質問に付きまして文部大臣の御答に付てちよつと質問いたしたうございます。

○議長(公爵德川家達君)　仲小路農商務大臣が答辯されやうと存じます。

○男爵石黑忠悳君　それでは後とで……

「國務大臣仲小路廉君演壇に登る」

○國務大臣(仲小路廉君)　農商務所管に付きまして高木男爵よりの御質問に御答を致します、高木男爵の御質問の第一點は衣服の問題として今日木綿物と言へば、さも國內に於て容易に得られるものであるかの如く人々は考へて居る、去りながら其木綿物の原料となるべき棉花、是は我國に於てはなか〱得られないのである、之に付て年々原料として輸入を俟つものが億を以て計算する位のことになつて居る之をいと容易に得られるものだと云ふ考を以て餘り之を贅澤に使用して居れば、將來に於てはどう云ふ結果になるであらうかと云ふ、洵に至當な御質問であります、高木男爵より仰せになりまする如くに、我國に於きましては木綿物と申さばいと容易に手に這入るやうに一般には考へて居る、併ながら今日其原料となるべき棉花に付きましてはなか〱是は容易ならざる問題であります、其數額は仰せの如く殆ど億以上に亙つて居る、幸にして我國に於て加工をされて、他に輸出を致して居りまする綿絲、綿布として重要貿易品とはなつて居りまするが、併ながら今日に於て消費される高も少からぬ高であります、而して是が原料たるべき棉花は我が內地に於ては得られないのであります、一に之を他からの輸入に待つて居りまする、是が普通の場合の如く、各國との貿易も總てが自由に參る時ならば、左程に苦しみも致しませぬが、今日のやうな戰時でありますと、海外に對する輸出、輸入共に心に任せぬことが多い今日には此重要な棉花に付きまして、將來の自給の方法、洵に之に付きましては十分に考慮を致さねばならぬ時であります、それ故に農商務省に於きましても何とか致して此棉花に付きまして將來安全に之を供給し得る途を講じたいと存じまして、既にそれぞれ調査も盡して居るのであります、幸にして我が朝鮮或は滿洲、臺灣等に於てもそれ〱途を講じて居ります、去りながら迚も之を以て將來我が供給を充たす譯には參らないのであります、更に進みまして支那方面、各種の方面、諸方にそれ〱の途を講ずる考を有つて居るのであります、去りながら之と同時に又高木男爵の仰せになりまする如く木綿物はいと容易に得られるものだと云ふ積りを以て之を餘り構はずに多くを消費することになりますれば、到底其供給を全うすることも出來ませぬのであります、是は銘々心を致して成るべく無駄に之を使はない、成るべく節約をして、有要に使用いたすと云ふ考が社會一般に起つて來なければならぬことと存じます

又外國に於て是まで多く毛織物を使用して居つたが毛織物を使用はして居るが漸次それが變じて、木綿物、即ち綿絲を以てするの傾がありはせぬか、是も仰せになる如くに近來は莫大小、多くは綿絲綿布を以て漸次其方の使用が擴まつて居ります、旁々是等の點に付きましては我が社會の全體に於て國民の思想上より成るべく綿絲綿布に付ては心して使用すると云ふ考にならなければならぬことであらうと存じます、尙ほ麻のことでありまするが、是も綿絲、綿布に次ぐ重要な物資であります、幸にして近來は北海道に於ける麻或は臺灣等に於て漸次繁殖の途も擴まつて居ります、是の供給も前日とは餘程變はつて參りました、去りながら是の需要も亦日に增して參きを告げる場合であります、是等に付きましても成るべく需要供給の關係を滑に致して、將來に於て之に不足を告げないだけの劃策をしなければならぬと專ら注意を致して居ります、次で重要な問題として此食物の點であります、食物の問題は今日の場合に於て社會上實に必要な問題であります、米のことは申すまでもなく、或は麥に致しましても、或は大豆類に致しましても、是皆主要食物に次いで必要なる副食物であります、幸にして今日は或は肥料の點でありまするとか、各種の方法の講究に依りまして生產の額は漸次殖えては參りました、去りながら年々我國に於て人口の增加を致して、年々六十萬人からの人の增加に伴ふことは唯今より將來のことは篤と考へまして其時になつて臍を噬む悔のないやうに致さなければならぬ、即ち本年の豫算の上に土地利用調査に關する費用を計上いたしたのであります、此趣意は唯今申しまする如くに、現在は姑く措いて、將來我が人口の增加に伴ひまして、之に付て成るべく需要供給の不足なからしむる爲に、成るべく生產額を多くすることを努めなければならぬと思ひます即ち土地利用調査の途に依りまして、或は不用の山林でありまするとか、或は今日まで荒地として打棄てられて居つた土地でありますとか、其他開墾開拓を致して然るべしと思ふものが我が國內に少からぬのであります、是等に對しましてはそれ〱の調査を盡しまして、開拓し得べきものは之を開拓いたし干拓を致し得べきものは干拓を致して、又不要存置林であつて、之を一般の用に供したが然るべしとする場合には相當の處置を執つて之が處置をなし、而

して將來に當つて出來得る限り耕地田畑の額を多くすることに努めることが是が大切と存じます、既に其考を以て今回の豫算に計上を致したのであります去りながら將來に亘つて此需要供給の調節を計りまするには、一面に於て生産を増す方にも盡力を致すことは當然であります、併ながら同時に消費と云ふ方にも亦節約を致して行きませぬとならぬと存じます、今日の如くに世の中が繁昌だ繁昌だと云ふ積りで、米の消費も極めて多くなり、多くの消費が贅澤に使はれましては、幾ら是が供給に盡力を致しましても不足を告げて參るのであります、是等は社會全體の關係として銘々心を致して節約すべきは節約をして、成るべく消費を愼むことも必要であらうかと存じます、一回に於て生産の方に力を盡し、同時に消費に對して各々心を致し、さうして我が國民全體の需要供給に不足を告げない途を執りますることは是れ正に當局者として盡すべきことだと存じます、大體高木男爵の御質問に御答いたします。

○男爵高木兼寛君　文部大臣の御答辯に付て一言申上げたいのであります、兎角教育を受けたる者の理論に走せ實行に遠ざかると云ふことがあると云ふことは認めて居ると云ふ御答辯でございましたが、尚ほ此實地の問題に付て競爭試驗が烈しいので、理論のみに走せると云ふが如き結果を來したと云ふ御説明でございましたが、是も御尤もな御説として承はるのであります、去りながら其點ばかりでないと云ふ點を本員は認めて居るのであります、例へば小學校兒童が小學校で習ふたことを其儘實行して居ないと云ふ點であります、又小學校兒童に付て色々教へることがありませうけれども、教科書が歴然教へて居りまするけれども、其子供等が之を日々實行すべきものを實行して居ないと云ふことを認めるのである、是は競爭試驗のみに因する問題ではない、即ち教場に於て何とか方法を用ひたならば教室内で教を受けたものは教室外へ出でても其通り之を實行すると云ふことになりは致さぬかと思ふのであります、今日の所で見れば室内に打籠つて守るが如く守つて居りますけれども、室を離れて外に出でたるときには早や打忘れたるかの如く見えるの風があると云ふことに付て申上げたのであります、先きに御答になりました通りに全くそれに違ひございませぬ、それも伺つた通りの意味を有つて居るに違ひございませぬが、そればかりではない、唯今申上げた點を如何に御認めになつて居るか、唯物を知らせると云ふに止めて行ふことに重きを置かぬ、それは人の眼の前で言はれた通りするだけであつて、而かも教へたる人がそこに居るときだけ其やうにして居りますが、場所を離れて見ると教へた通りしないと云ふやうな氣風が小學兒童等に現はれて居ると云ふことは確かに認められると思ふのであります、尙ほ御分り兼ねもありませうと思ひますが、此儀は又他の場合に伺うて宜しうございます、もう一つ御答へ下されました建築のことでございます、是は決して文部大臣の所管の下に拘はる問題のみで申上げた譯ではない天下一般でございます、即ち外國風の家を拵へて住む人の多き地方は確かに結核病等が多いのであります、或は和洋折衷と云ふのでありますか、日本風の家屋であつて、硝子障子等を建て廻して居るやうな家の多い地方、例へば大阪であるとか、神戸であるとか、横濱であるとか、東京であるとか云ふ如き地方に於ける死亡率、殊に結核病等で斃れる者が少からぬ所から御尋ねを致したのであります、學校の校舍も亦其中に數へられる、多數の者が閉籠つた家に這入つて居ると云ふことになりつゝあるのであります、設備準則のことに付て御話でございましたが、設備準則を設けられて之に依つて學校を建設したる日以後にあつて、確かに此幼童の……日本國民の若い者の健康に一層響きを生じて居ると云ふ事實が存して居るのであります、學校の爲に必ず是が起つたと云ふことは未だ證據を十分に捉へてないが故に言ふことは出來ますまいけれども、設備準則に依つて學校の校舍を建築したから其爲に日本の兒童が丈夫になつたと云ふ證據はない、兒童の健康が惡くなつたと云ふ證據は統計表等で擧げ得られて居ると思ふ故に今日ある所の校舍の建築が良いと云ふことは頗る難事中の難事だらうと思ふのであります、建てゝ入れば入れたが、其結果は未だ調査をして居らないと云ふことは事實であらうかと思ふ、故に單り學校に止まらない、一般に我々國民が洋風の家に住居するやうになつた爲に、健康が善くなつたか、惡くなつたかと云ふことを知ると云ふことは今日の場合我が國家に取つては大切な事柄であらうと思うて此儀を御尋ね致したのであります、能く御調査になりまして此國土氣候、風土に適當すると云ふやうな家屋を拵へると云ふことにならなければ、國民の健康を保存する上に於て故障を生ずるだらうと思ふのであります、故に政府に於て是等の點を能く御調査になりましたことでございますか、若しなければ御調査になると致しまして、我國の氣候、風土に於て人民の住居に適するやうなものを國民が建設して之に住居するやうなことになることが、國力の増進に必要なりと認める所から御尋ねを致したのであります、此問題に付ては文部大臣閣下の御答辯は誠に有難く頂戴いたしまするが、內務大臣閣下が最も是は適任の御方と本員は認めて居るのであります、故に內務大臣閣下より御答辯あらむことを切望いたします。

〔國務大臣男爵後藤新平君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵後藤新平君)　唯今高木君からの御質問と御意見を拜聽いたしましたが、全く御意見の通りに當局に於ても考へて居ります、さうして御承知の通り保健調査會に於て一部のことは今著手して居りますることもあります、全部のことに付きまして遺憾ながら今完全なる設備を以て爲しつゝあると云ふことを茲に申上げるまでになつて居りませぬ、併し此事は等閑に附すべからざることゝ考へます、前來內務省に於て調査せられて居りますが、唯今の形勢では益々急務を感ずるやうであると云ふことを御答いたします。

○男爵高木兼寛君　本員の今日御質問いたしたる箇條に付ては尙ほ伺ひたいことは多々ございますけれども、時間の都合もございます故に今日は之に止めて後日更に御伺ひ申上げます。

○伯爵柳澤保惠君　唯今高木男爵の御質問に對して內務大臣の御返事がございましたが、序にそれに付て內務大臣に御伺ひいたしまして宜しうございませうか。

○議長(公爵德川家達君)　後とで願ひます……若槻禮次郎君。

○若槻禮次郎君　簡單でございますから此席から御尋ね致します、大藏大臣の先程の御演説は可なりに詳細に亘つて居りましたが、唯衆議院に於て税法並に郵便法中の改正案を否決せられました結果として財源に缺減を生じたやうに感じられまするが、其點に付ての御説明は甚だ簡單で、政府の御考のある所を承知するにはまだ足りないやうに考へるのであります、其點を御尋ねしたいと思ひますが、先以て伺ひたいのは、衆議院で否決の結果大正七年度に若干歳入の減少を認めますが、又大正八年度以降に於ては其額が増加すると考へまするが、其増加した減少額のものが如何程に相成るのかと云ふことを御尋ねをしたいのであります、御答辯の便利として次に御尋ねすることも併せて申上げますが、一體今回の豫算に對しましては衆議院に於ても隨分意見があつたやうでありますが、我々も幾らか疑を有つて居りますのは、他の歳出は皆現在の儘増加せぬと致しても政府の御答辯になる所に於いて海軍省に於ては、大正八年度から今日御要求になつて居る水陸設備費の殘り千五百萬圓前後のものは多分御要求になるだらうと云ひます、海軍大臣はさう云ふやうにも仰つしやつてあるやうに思ふのであります、又今日の午前中の質問に對して海軍大臣の御答へになつた所に依ると、八四艦隊計畫補充のことは此豫算の中に出來て居らないのである、豫て成立つて居る所の海軍の國防の目的としてある所もまだ行はれて居ないのであつて、是は大正十年頃から要求する積りで居る、斯う仰つしやつてあるのであります、左樣いたすと云ふと、外の歳出は皆現狀の儘で増加することがないと見ても、海軍關係で大正八年より更に大正十年からは益々多く財源を要するのであつて、其事柄に付ては見込が御答へになつて居ないやうであります政府は見込を立てゝ居られないやうに見えますから何れ其時に至り財源等のものは、何かの方法に依つて増税しなければならぬであらうと思ひます、今日の計畫に於ては此事が見てないやうに考へて居るのでありますが、丁度其場合に於て衆議院で歳入の減少の意見を提出したのに對して、是は衆議院が政府の意見に反して決議したのではないのでありまして政府は進んで之に御同意になつたのでありますから然る以上は政府に於ては何等かの御見込があるのでなければならぬ、元來財源の足りない所で海軍だけの問題に於ても早晩更に増税を要しはせぬかと考へて居りますが、其際に今日御提出になつた計畫の中で更に歳入の減少に對して政府は進んで之に御賛成になつたと云ふ以上は、此補充の途なるものは何等か御考案があると思はれるのでありますが、其御考案なるものはどう云ふのでありませうか、又其御考案に基いた發案は此議會に於て御提出になるのでありますか、他日御提出になる御考でありませうか

其點を伺つて置きたい。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 御答を致します、第一の歳入の減少のことに付きまして、歳出との均衡を取る點に付きましては先刻私より大體は申して置いたのであります、即ち歳入に於て減少を致しました、此故に此均衡を保つが爲に歳出に於て國庫豫備金の二百萬圓と云ふものを削除して豫算を修正して提出を致したのが一つであります、尙ほ進んで申上げますれば大正七年度に於きましては當然な事でありまするが三十六萬幾圓と云ふもの丶徵税費が浮く譯になります、それから五十五六萬圓ばかり前年度剩餘金を繰入れる事になります、さう致しますると云ふと、大正七年の辻褄は合つて行きます、それから其以後の辻褄は矢張りそれ等の計畫に依つてです、ちやんと立つのであります、唯茲に違ふ所は衆議院に於て示しました所の大正十二年度に亘る所の財政計畫の表に付きまして、以前の表には大正八年九年と云ふやうな所は餘裕が出て居つたものが、それが丁度きち／＼になるやうな計數になりますので、其所が違ひます、此點は寧ろ此處よりは委員會等に於て其表を御示しをして詳しく御話を致した方が宜からうと考へるのであります、第二の御尋ねは若槻君の豫想に依ると海軍の水陸設備費の如き大正八年度以後に於て相當增加をしなければならぬことがある、又海軍大臣の說明等に依つても、大正十年頃に此補充計畫、其の他新たなる計畫等も提出されると云ふやうなこともあるやうであるが、之れに對して政府は財源の見込を付けて居るが、是れが御尋ねであるやうであります、此の點に付きましては衆議院に於いても屢々問題が出まして答辯を致して居るのでありますが、大體此の事を申上げまするに付きましては、政府が本同提出を致して居ります所の歳入の豫算、歳入の豫算なるものが如何にして作られたか、此七年度の歳入の豫算のみならず、大正十二年に至るまでの間の其計畫に付きまして歳入を如何に見たかと云ふことの說明を第一申さなければならぬ譯であります(大正七年の歳入に付きましては從來の形式に依りまして、即ち或ものは大正五年度の實績に依り、或ものは三年若くは五年前の平均に依り、確實なる數字を見込んであるのであります、さう致しましてです、尙ほ是等の數字は確實であるとは考へて居りまするが、今日は即ち時局の際でありまするからして、時局に依つてです、歳入が殖えたと見込むべきやうなものは寧ろ多少是は減額をした方が宜からうと云ふ考を有つて居るのであります(それ故に大正九年より致しまして、各税に亘りまして、要するに此時局で殖えたと云ふやうなものに付きましては之を見込んで減じてあります、即ち大體から申しますれば、本回政府が衆議院の豫算委員會等に於きまして示しました所の將來に亘る財政計畫並に……當院に於きましても必ず委員會に於ては御示しをする積りに致して居りますけれども、此財政計畫なるもの丶歳入は極めて嚴格に見積つてあります、而かも唯今申上げた如くに自然增收の如きものは見てありませぬ、それ故に從來財政の經驗に依りますれば、之に對して相當の餘裕が出て來ると云ふことは幾らの餘裕が出て來ると云ふことは明言が出來ませぬけれどもが、想像し得られるのであつて、又歷代の政府に於て斯の如き場合には必ず斯の如く說明をして居るのであります、のみならず此財源の、例へば八年度九年度と云ふやうな時の財源と致しましては、御承知の通り大正六年度の計算がまだ能く分りませぬが、大正六年度の剩餘金の如きは相當巨額ある見込を有つて居ります、斯樣なるもの等がありまするならばです、茲に海陸設備の若干のものが出て來る、其他多少必要に應じて經費が殖えるだらうと思ひまするが、斯樣なるものを賄ひ得ないと云ふことは私はないと思ふのであります、さう致しまして海軍の將來の計畫に付きまして、海軍大臣は要しまするに大正十年頃に補充の計畫並新たなる計畫を出すであらう、斯う云ふことを申して居るのであります、尙ほ之に附加へまして海軍大臣は、衆議院の豫算總會等に於て、或は增税委員會等に於て說明されて居りまするのは、其頃に出すであらうが、併し此年度割は詰りどうなるかと云へば、最初にはさう巨額を要せないのである、詰り本當の金を要すると云ふことは、大正十二年度以降に於て之を要するのであると、斯樣に說明をされて居る、若しさう云ふことでありまするなればです、大正十二年頃より致しては六千萬ばかりの餘りが出、十三年には一億以上の餘りが出て來ると云ふ計畫になつて居りまするからして、是等の要求に應じて行くことが相當に出來得るであらう、斯う云ふ考を持つて居ります、大體それで御解り下さつたことであらうと信ずる。

○若槻禮次郎君 ちよつと御答辯は私の御尋ねしたこと丶前後いたしたやうに思ひますが、併し前後いたしても結局關聯をして居りますから、唯今の御答辯になつたことは、私が御尋ねをしたと思つたことの一部には丁度當つて居るやうであります、但し大藏大臣は海軍の要求がある場合に於ても、其金額は餘り多くないやうに御覽になつて居るやうでありますが、此點は私共の考へて居る所とは大分違ひますので、謂はゆる八四艦隊計畫となつてすらも、補充の計畫が今出來て居ないので、此補充だけでもなか／＼大なる金額を要する、それに今海軍大臣が言はれる所の國防の方針と云ふものが、若し八八艦隊計畫ででもありますならば、之に要する費用はなかなか小さなものでなからうと思ひます、大きくないことを私は望みは致しますけれども、事實はなか／＼大きな金額を要する、大藏大臣は之に向つて剩餘金或は自然增收を以て充てると仰せになりますが、自然增收なるものは歷代の內閣の中で曾て之を見込んで財政計畫を立てられた內閣が、一度びはありましたけれども、是は議會の反對に依つて中止となり、其後は自然の增收を見込まぬで立てると云ふことになつて居りまするから、之を當てにして財源に充てると云ふ御說明では十分でないやうに思ふのであります、自然の增收に對しては、此歳出も自然の增加があるのであります、之に向つて相當嵌めて行かぬければならぬ、さうすると海軍の計畫の如き大なる財源を要するものは、どうしてもそれには特別の財源を考へて居らなければならぬ問題と思ひます、併し此點は大藏大臣と私共の考と違ふやうでありますから、强ひて御尋ねはしませぬが、私の御尋ねをしたのは左樣な財政の前途に關係があるのに、衆議院が、今御出しになつた豫算に對する必要なる財源として税法の一部、並郵便法の改正案を否決した爲に、此所に歳入の缺減が生じたのである、其缺減も政府が同意せぬと仰しやるならば何でもありませぬが衆議院に對して同意であると言つて直ぐに御贊成になつたのであるから、それ故に其歳入の缺減に對して御見込がなければならぬと云ふことを申上げたのである、然るに國庫豫備金の二百萬圓を減ずると云ふ豫算を政府が御出しになつた、又徵税費を增すと云ふことも自然に要らなくなる、其事は私も承知して居るのであります、其外に衆議院は是等の豫算に對して若干の削減を加へたのでありますから、是は財源にはなるのであります、併ながら是等の財源は、數をはつきり仰せになりませぬが、私の想像する所に依れば二百五六十萬圓になるだけのことであらうと思ひます、さうしますると是は大正七年度の歳入の不足額だけを補ふことにはなりませうが、大正八年度以後にはどうなることか、不足額が七年度と八年度以後と同額のものであれば、それだけのもので宜いと思ひますけれども、大正七年度は二百四五十萬も不足でありませうが八年度には八百萬圓前後の不足であらうと思ひます、それに對して唯今の二百四五十萬圓を八年度以後に於ても補ふとして見た所が、尙ほ五六百萬圓の不足がある、それが一年ではない、大正八年から引續いてやる、繼續の間は不足になる譯である、之を進んで御同意になつてある以上は、其減額に對する何等か御考がなければならぬ、豫算委員會等で說明をすると云ふ仰せでありますが、是は私共望ましいのである、詳しいことを御說明を伺ひたいのである、政府の御示しになりました所の概算書、財政の將來の概算書と云ふものも今度の税法の否決、並衆議院の豫算の修正に基いて改めた所で御示しを願ひたいので、是は豫め今日から御願ひは致して置きますが、極く大體の大正八年度以後、年々六百萬圓前後の歳入不足と云ふものに對しては、政府は如何に考へて居ると云ふことは、是は豫算委員會でなく此公開の席上に於て御說明になつて、國民に安心を御與へになる必要があると思ひますから、其點だけは今一應御說明を願ひたいと思ひます。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 唯今の御尋ねに對しては先刻申上げたかと思ふのでありまするが、或は言葉が足らなかつたかも知れぬのであります、大正七年度に於ける缺陷のことに付ては、若槻君も御了解になつたやうであります、其以後に於て四五百萬……五六百萬と仰しやいましたが、缺陷があるやうであるが、之をどうするかと云ふ御尋ねであります、確かに數字を記憶して居りませぬが、それは約四百二十萬ばかりの不足があるやうに思ふのです、是は剩餘金で以て塡めて行くと云ふ計畫で居るのであります、それで詰り收支の釣合を取つて居る次第でござ

います、大體はさう云ふ數字になつて居る、それがどう云ふやうな、年々の度合がどうなつて居ると云ふやうな事柄は、是は寧ろ委員會の方が能く事情を盡して宜しいかと私は思ふ。

○若槻禮次郎君　唯今仰せになる剩餘金と云ふのは既に生じて居る剩餘金でありますか、或は將來生ずるかも知れぬと云ふ、想像に依る所の剩餘金でありますか。是だけを伺ひます。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君)　既に生じて居る所の剩餘金であります。

○議長(公爵德川家達君)　石黑男爵に伺ひまするが國務大臣の答辯に依つて、尙ほ何か質問でもありますか。

○男爵石黑忠悳君　唯今高木男爵に御答辯になりましたことで伺ひたいことがございます、其外にも大臣に質問がございまするが、今日は時刻が遲れて居りますで、本員は豫算委員長に請求を致して質問を致すことにして、今日は是で止めます。

○伯爵柳澤保惠君　私は先ほど高木男爵より內務大臣に對しまして質問された、其點に付て第一に御答辯がございましたが、それを一應確かめたいと考へます、高木男爵は我國に於ける歐風家屋と死亡の關係に付て御心配になつたやうに思ひます、それで學校の設備のみならず總ての歐風の建築が、餘ほど非常に影響がありはしないか、それに對して內務大臣は御同感であると云ふ風に伺ひましたが、若し私の聞違ひでなければ、內務大臣に於きましては我國の左樣な健康狀態、或は死亡增加等は餘ほど歐風家屋に原因するものであると云ふことを御確かめになつたのでありますか、其邊を念のため伺ひたいのであります。

〔國務大臣男爵後藤新平君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵後藤新平君)　唯今柳澤伯爵よりの御尋は高木男爵の御問に對しまして御答へしましたことからして、高木男爵の意見に同意をし、且つ之を確かめたのであつた、斯う云ふ事の御尋で、一部は高木男爵と感を同じうして居るのであります、併ながら之を以て悉く之を確かめると云ふ事の責任は有たぬのであります、高木男爵の述べられる所と感を同じうして居る所があると云ふことを申述べたのであります、而して之を以て原因結果の關係を講究して、之を確かめると云ふことを致すと云ふ譯ではない、斯樣に御承知を願ひたい。

○淺田德則君　唯今議題となつて居りまする日程の第二より第六、即ち豫算關係の諸案であります、其審査期限を定めますることは三月五日までと致したいと考へます、どうか諸君の御贊成を願ひます。

○子爵前田利定君　贊成。

○子爵青木信光君　贊成。

○議長(公爵德川家達君)　淺田德則君の審査期限に關する動議に御異議ございませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　議事日程第七、酒造税法中改正法律案、第八、酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案、第九、麥酒税法中改正法律案、第十、所得税法中改正法律案、第十一、戰時利得税法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、諸君に於て御異議がなければ、第七より第十一までの議案を束ねて問題に供します。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(公爵德川家達君)　それから御諮りを致したいのでありますが、本日は通牒文の朗讀は總て省略を致したいと思ひます、御異議ございませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

〔左の送付文及議案は朗讀を經さるも參照のため茲に收錄す以下之に倣ふ〕

酒造税法中改正法律案

右政府提出案本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月七日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

(行間空なきものは衆議院の修正、──は同削除の符號なり)

酒造税法中改正法律案

酒造税法中左ノ通改正ス

第一條ノ六中「稗」ノ下ニ「、玉蜀黍、馬鈴薯」ヲ加フ

第四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

酒類ヲ製造スル者ニハ其ノ造石數ニ應シ左ノ割合ヲ以テ造石税ヲ課ス

第一種　酒精分二十三度以下ノ濁酒 酒類　一石ニ付二十三圓

第二種　酒精分二十三度以下ノ清酒、白酒及酒精分三十度以下ノ味淋、燒酎
ヲ超エ四十五度ヲ超エサル燒酎
一石ニ付二十三圓
酒精分二十三度以上一度ヲ增ス每ニ八十錢ヲ前號ノ金額ニ加ヘタル金額

第三種　酒精分三十五度以下ノ燒酎
二十三度ヲ超ユル清酒、濁酒、白酒、味淋及酒精分四十五度ヲ超ユル燒酎
一石ニ付二十九圓
一石ニ付酒精分一度每ニ一圓

第四種　酒精分四十度以下ノ燒酎　一石ニ付三十五圓

第五種　酒精分四十五度以下ノ燒酎　一石ニ付四十一圓

第六種　酒精分二十五度ヲ超ユル濁酒、酒精分二十三度ヲ超ユル清酒、白酒、酒精分三十度ヲ超ユル味淋及酒精分四十五度ヲ超ユル燒酎　一石ニ付酒精分一度每ニ一圓

第五條中「百石」ヲ「三百石」ニ、「五十石」ヲ「百石」ニ、「五石」ヲ「十石」ニ、「第四條第一項ノ税率」ヲ「濁酒ニ在リテハ一石ニ付二十圓、清酒又ハ燒酎ニ在リテハ一石ニ付二十三圓ノ割合」「一石ニ付二十三圓ノ割合」ニ改ム

第八條　第二項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ命令ノ定ムル所ニ依リ清酒ハ査定石數百分ノ五以內ノ滓引減量及貯藏減量ヲ、味淋ハ査定石數百分ノ二以內ノ滓引減量ヲ控除スルコトヲ得

第三十三條中「處罰又ハ處分セラレタル者」ヲ「處罰若ハ處分セラレタル者又ハ三年以上引續キ酒類ヲ製造セサル者」ニ改ム

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

酒類製造ノ免許ヲ受ケ本法施行ノ際現ニ酒類製造者タルモノニ限リ第五條ノ規定ノ適用ニ付テハ當分ノ內仍從前ノ例ニ依ル

酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ本法施行前ヨリ引續キ酒類ヲ製造セサルモノニ付テハ第三十三條第一項ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月七日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案

酒精及酒精含有飲料税法中左ノ通改正ス

第二條　酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スルトキハ一石ニ付原容量百分中純酒精ノ容量一箇每ニ一圓ノ割合ヲ以テ其ノ石數ニ應シテ造石税ヲ課ス但シ一石ニ付二十四圓ノ割合ヲ下ルコトヲ得ス

第五條ノ二中「金二十一圓」ヲ「二十四圓」ニ改ム

第二十三條ノ二中「處罰又ハ處分セラレタル者」ヲ「處罰若ハ處分セラレタル者又ハ三年以上引續キ酒精若ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造セサル者」ニ改ム

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ本法施行前ヨリ引續キ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造セサルモノニ付テハ第二十三條ノ二第一項ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

麥酒税法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月七日

衆議院議長大岡育造
貴族院議長公爵德川家達殿

麥酒稅法中改正法律案

麥酒稅法中左ノ通改正ス
第三條中「金十圓」ヲ「十二圓」ニ改ム
第十九條ノ二中「處罰又ハ處分セラレタル者」ヲ「處罰若ハ處分セラレタル者又ハ三年以上引續キ麥酒ヲ製造セサル者」ニ改ム

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
麥酒製造ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ本法施行前ヨリ引續キ麥酒ヲ製造セサルモノニ付テハ第十九條ノ二第一項ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス
（――は削除の符號なり）

所得稅法中改正法律案

右政府提出案本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也
大正七年二月七日
衆議院議長大岡育造
貴族院議長公爵德川家達殿

所得稅法中改正法律案

所得稅法中左ノ通改正ス
第三條第一項ヲ左ノ如ク改ム
所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス
第一種　法人ノ所得
甲　合名會社、合資會社　所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス
五千圓以下ノ金額　千分ノ四十五
五千圓ヲ超ユル金額　千分ノ五十五
一萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ六十五
一萬五千圓ヲ超ユル金額　千分ノ七十五
二萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ八十五
三萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百
五萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百十五
七萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百三十
十萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百四十五
二十萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百六十
三十萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百七十五
乙　株式會社、株式合資會社、其ノ他ノ法人　千分ノ七十五
第二種　此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ爲ス公債ノ利子　千分ノ二十、社債ノ利子千分ノ三十
第三種　前二種ニ屬セサル所得　所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス
千圓以下ノ金額　千分ノ三十
千圓ヲ超ユル金額　千分ノ四十
二千圓ヲ超ユル金額　千分ノ五十五
三千圓ヲ超ユル金額　千分ノ七十
五千圓ヲ超ユル金額　千分ノ八十五
七千圓ヲ超ユル金額　千分ノ百五
一萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百二十五
一萬五千圓ヲ超ユル金額　千分ノ百四十五
二萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百七十
三萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ百九十五
五萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ二百二十
七萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ二百四十五
十萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ二百七十
二十萬圓ヲ超ユル金額　千分ノ三百

第四條ノ三中「山林伐採ノ所得」ヲ「山林伐採ノ所得、山林讓渡ニ因ル立竹木ノ所得又ハ立竹木ノミノ讓渡ニ因ル所得」ニ改ム
第四條ノ五中「百圓」ヲ「百五十圓」ニ、「五十圓」ヲ「百圓」ニ改メ「五百圓以下ナルトキハ百五十圓ヲ」ヲ削ル
第六條中「四百圓」ヲ「五百圓」ニ改ム
第四十二條中「其ノ年十一月一日ヨリ十五日限」ヲ「其ノ年十一月一日ヨリ三十日限」ニ、「翌年一月一日ヨリ十五日限」ヲ「翌年一月一日ヨリ三十一日限」ニ、「翌年三月一日ヨリ十五日限」ヲ「翌年三月一日ヨリ三十一日限」ニ改ム
第五十條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ第八條ノ申告ヲ爲シタル者ハ大正七年ニ於ケル沖繩縣ノ調査委員、補闕員及調査委員選擧人ノ選擧ニ關シ第十四條及第十五條ノ規定ノ適用ニ付テハ前年所得稅ヲ納メタル者ト看做シ第二十四條ノ任期ハ大正七年ニ於テ選擧シタル沖繩縣ノ調査委員及補闕委員ニ限リ三年トス

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三種ノ所得ニ付テハ大正七年分所得稅ヨリ之ヲ適用ス

戰時利得稅法案

右政府提出案本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也
大正七年二月七日
衆議院議長大岡育造
貴族院議長公爵德川家達殿
（行間空なきものは修正文――は同削除の符號なり）

戰時利得稅法

第一條　帝國內本法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ本法ニ依リ戰時利得稅ヲ納ムル義務アルモノトス
第二條　前條ニ該當セサル者本法施行地ニ資産又ハ營業ヲ有スルトキハ其ノ利得ニ付テノミ戰時利得稅ヲ納ムル義務アルモノトス
第三條　戰時利得稅ハ左記各號ノ利得ニ付之ヲ賦課ス
一　所得稅法ニ依リ所得稅ヲ課スヘキ法人ノ利得
二　所得稅法ニ依リ所得稅ヲ課スヘキ第三種ノ所得中俸給、給料、手當、歳費、年金、恩給、退隱料ヲ除キタル個人ノ利得
三　船舶又ハ鑛業若ハ砂鑛業ニ關スル權利若ハ設備ノ賃貸ニ因ル個人ノ利得
前項第三號ノ船舶ニハ製造中ノ船舶ヲ含ム
第四條　戰時利得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス
一　法人ノ利得　利得金額百分ノ二十
二　個人ノ利得　利得金額百分ノ十五
第五條　法人ノ戰時事業年度所得金額カ平時事業年度ノ平均所得金額ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過額中平時事業年度ノ平均所得金額ノ百分ノ二十ヲ超過スル金額ヲ以テ法人ノ利得金額トス
前項利得金額計算ノ場合ニ於テ左記各號ニ該當スルモノアルトキハ各其ノ定ムル所ニ依リ平時事業年度ノ平均所得金額ヲ計算ス
一　何レノ平時事業年度ニ於テモ所得金額ナキトキ又ハ平時事業年度ノ平均所得金額カ平時事業年度ノ平均資本金額ニ對シ年額百分ノ十未滿ナルトキハ平時事業年度ノ平均資本金額ニ對スル年額百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ平時事業年度ノ平均所得金額トス
二　大正三年八月一日以後第一次ノ事業年度終了シタル法人ニ付テハ戰時事業年度ノ資本金額ニ對シ年額百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ平時事業年度ノ平均所得金額トス
三　戰時事業年度ノ資本金額カ平時事業年度ノ平均資本金額ニ對シ增減アル場合ニ於テハ平時事業年度ノ平均資本金額ニ對スル平均所得金額ノ割合ヲ以テ戰時事業年度ノ資本金額ニ付算出シタル金額ヲ平時事業年度ノ平均所得金額トス此ノ場合ニ於テ第一號ノ規定ノ適用ニ付テハ戰時事業年度ノ資本金額ヲ以テ平時事業年度ノ平均資本金額ト看做ス
四　平時事業年度ト戰時事業年度ト期間ニ相違アルトキハ戰時事業年度ノ月數ニ應シ月割ヲ以テ平時事業年度ノ所得金額ヲ計算ス
資本金額ノ算定方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第六條　個人ノ所得金額カ大正二年以前二年ノ平

均所得金額ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過額中大正二年以前ノ平均所得金額ノ百分ノ二十ヲ超過スル金額ヲ以テ第三條第一項第二號ノ利得金額トス但シ所得金額中相續財産ヨリ生スル所得アル場合ニ於テハ之ニ對スル大正二年以前二年中ノ被相續人ノ所得金額ヲ相續人ノ所得金額ト看做シ平均所得金額ヲ計算ス

前項利得金額計算ノ場合ニ於テ大正二年以前二年中所得税法第四條ノ三第三號ノ所得アルトキハ之ヲ除算シ大正七年以後其ノ年分ノ所得中所得税法第四條ノ三第三號ノ所得アルトキハ其ノ所得金額ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル金額ヲ前項ノ平均所得金額ニ加算ス

第一項ノ場合ニ於テ大正二年以前二年ノ平均所得金額千圓未滿ナルトキ又ハ其ノ平均所得金額ナキトキハ所得金額ノ半額ヲ以テ利得金額トス

利所得金額三千圓未滿ナルトキハ戰時利得税ヲ課セス

第七條　船舶又ハ鑛業若クハ砂鑛業ニ關スル權利若ハ設備ノ賣却金額ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル價額ヲ控除シタル金額ヲ以テ第三條第一項第三號ノ利得金額トス但シ其ノ利得金額カ第三條第一項第二號ノ利得ニ屬スルモノナルトキ又ハ利得金額三千圓未滿ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ利得金額ハ前年中ノ總額ニ依ル

第八條　所得税法其ノ他ノ法令ニ依リ所得税ヲ免除セラレタル所得ニ付テハ戰時利得税ヲ課セス

公共團體又ハ慈善其ノ他ノ公益事業ニ對シ爲シタル贈與ノ價額ハ利得金額ヨリ之ヲ控除ス

第九條　第三條第一項第三號ノ利得ニ付納税義務アル者又ハ第六條第一項但書ニ該當スル所得ヲ有スル者ハ毎年四月中ニ其ノ利得又ハ所得ノ種類及金額ヲ政府ニ申告スヘシ

納税義務者前條第二項ノ贈與ヲ爲シタルトキハ毎年四月中ニ其ノ金額ヲ政府ニ申告スヘシ

第十條　法人ノ利得金額ハ政府之ヲ調査決定シ個人ノ利得金額ハ所得税法第十一條ノ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定ス

第十一條　利得金額ノ決定ニ對シ審査ノ請求アリタルトキハ所得税法第三十七條ノ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府之ヲ決定ス

第十二條　利得金額ヲ隱蔽シテ逋税シタル者ハ其ノ逋税金高三倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首スル者ハ其ノ税金ヲ追徴シ其ノ罪ヲ問ハス

第十三條　利得ノ調査又ハ審査ニ干與スル者其ノ調査又ハ審査ニ關スル事項ヲ他ニ漏洩シタルトキハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者ハ其ノ職ヲ失フモノトス

第十四條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヰス

第十五條　所得税法第九條第二項、第十條、第二十九條乃至第三十一條、第三十四條乃至第三十六條、第三十七條第四項第五項、第三十八條乃至第四十一條、第四十二條第一項第三項及第四十三條ノ一乃至第四十五條ノ規定ハ戰時利得税ニ關シ之ヲ準用ス

第十六條　本法ニ於テ所得金額ト稱スルハ所得税法ニ依リ政府ノ決定シタル所得金額ヲ謂フ本法ニ於テ平時事業年度ト稱スルハ大正三年七月三十一日以前二年内ニ終了シタル各事業年度ヲ謂ヒ戰時事業年度ト稱スルハ大正七年一月一日以後ニ於テ終了スル各事業年度ヲ謂フ

附　則

本法ハ法人ニ付テハ大正七年一月一日ヲ含ム事業年度分ヨリ、個人ニ付テハ大正七年分ヨリ之ヲ適用ス

本法ハ法人ニ付テハ講和條約調印ノ日ノ屬スル年ノ末日ヲ含ム事業年度分限リ、個人ニ付テハ其ノ年分限リ之ヲ廢止ス

沖繩縣ニ於ケル法人ノ平時事業年度ノ所得金額及個人ノ大正二年以前二年ノ所得金額ハ當時ノ所得税法ニ依リ算出シタル金額トス

本法ハ小笠原島及伊豆七島ニ之ヲ施行セス

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君)　唯今議題となつて居りまする日程第七、第八、第九、之を先づ簡單に説明を致します、今回國防計畫に付きまして其財源の補充と致しまして、酒に付きましては大體一石に付きまして三圓增課いたすと云ふことに致しました、それから造石税の外に酒精其他のものに付きましては約一割五分の程度に於て增收を圖る、斯樣に致しました、麥酒税に付きましては一石十圓のものを十二圓に致す、斯樣に致しました、大體の所增率は左樣でありまするが、多少整理いたしました事柄がありまするので、それは御承知の如く從來酒の滓引減量と云ふものを認めて居つたのでありますが、貯藏減量と云ふものは認めて居りませなんだので、それ故に今回は貯藏減量と云ふものを認めることに致しました、滓引減量の百分の二と合して百分の五と云ふものを差引いてやると斯樣に致しましたのが大體の改正の趣旨であります、之に付きまして衆議院に於きまして段々討論の結果と致しまして、政府が濁酒に付て多少申上げて居ると云ふことは、下層民の慰安の飮料に對して如何なるものであらうか、是は舊來の通り差置いたが宜いではないかと云ふ論が出ました、それからもう一つは燒酎の類でありますが、之に對して政府の提案は「アルコホール」含有分量が強度でありまする爲に多少率が多くなつて居りましたのであります、それをです、矢張り是も下層に於て使用する所のものも多いのであるからして、一般に一割五分と云ふやうな率に致したら宜からう、斯う云ふやうな議論が出ましたのであります、段々審議の結果として衆議院に於て是等の論のあることは政府に於ても亦尤もと考へまして、此點に付ては同意を致しました、之に依りまして政府が當初計畫いたして居りました所の增收入から申しますると約四五十萬圓の所平年に於て減る事になる計算になります、大體酒の事は左樣な事になります、次に所得税の改正でありまするが、所得税法の改正は法人、個人ともに大體現今の率の二割の程度に於て增徴をしたいと云ふのが、是か根本の趣意であります、左樣いたしまして社債の利子を千分の十引上げると云ふ事に致しました、尙ほ所得税に付きましては是も多少税の整理の意味を以ちまして、最低の限度か御承知の如く四百圓になつて居りますのを五百圓としまして五百圓までは詰り免税と、斯樣に致しました尙ほ千圓以下の所得者に對しての控除金に付ても多少の手心を致しました、それからもう一つ變はつて居りまする事柄は法人並に個人の最高累進率の既定のものゝ上にです、尙ほ一段を設けたと云ふ事柄であります、是が此改正の趣旨なのであります、之に付きまして大體衆議院の同意を得たのでありますが唯山林伐採の所得と云ふ事に付きましてです、政府は御承知の通り法律の缺陷を補ふ爲に他の勅令を以ちましてです、規定いたして居る所のものがあるのでありますが、其勅令が或は法律と牴觸をしはしないかと云ふ意味があるのでありまする、そこで寧ろ此勅令に規定してある所のものを此法律の中に書いた方が整理の上に於て宜いと云ふ意味を以ちまして之を所得税法に規定を致しました所が、衆議院に於きましては從來の通りでも宜からうと、斯う云ふ大體のことでありまするので、從來の通りに修正になりました、此事に付きましても政府は別に之に對して異議を唱へる程の事でもありませぬから、其儘に致して置きました、大體所得税の改正は左樣な事であります、戰時利得税に付きましては、法人に付きましても、個人に付きましても、大體の立て方が同じでありまするが、即ち戰前の二年の所得の平均を取りまして、戰時の所得と、其差を見まして、さう致しまして尙ほ此平年、即ち平年の事業、法人で申せば事業年度に二割を增して居ると云ふやうなものは是は當り前の增加として徵らない、其以上に付て增して居る利得に付て法人に付ては二割、個人に付ては一割五分と云ふものを徵る、是が大體の趣旨なんでありまして、此法律は戰後には詰り戰い續いて居る間之を行ふ、斯う云ふ大體の趣旨になつて居りますので、之に付きまして、尙ほ衆議院に於て一の修正がありました、それは個人の所得のことでありますが、政府の當初提出いたしました所の案には個人の所得三千圓以下のものは税を徵らない、斯う云ふことに致して居りました、所が衆議院の方の論と致しまして三千圓では……所得三千圓では少し酷ではないか、寧ろ利得三千圓とする方が妥當ではあるまいか、斯う云ふ論がありましたので、政府も是等の論を參酌いたしまして其修正に同意を致しました、此同意の結果と致しまして戰時利得税に於きまして政府の推算いたして居るものより以下は約五十萬圓ばかりは減少になる積りであります、大體左樣な筋合のものでございまするが、何分御審議の上に御協贊を願ひたうございます。

○男爵石黑忠悳君　私はちよつと伺ひたうございますが、此酒税に付てでございますが、政府は此日本の米を以て製します酒、それから麥酒若くは葡萄酒

と云ふやうなものを、人間の體に及ぼす害の關係、若くは日本人の常食と致します、米を此釀造に向つて費すと云ふことを省いて、さうしてからに常食を足すと云ふやうな趣意を以ちまして、或は弊習を抑制する、さうして米で拵へない酒を奬めると云ふやうな御考がありますか、ありませぬか、伺つて見て置きたうございます。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君)　唯今の石黑男爵の御尋は御尤の御尋のやうでありますが、今日と致しましては御承知の如くに酒造税なるものは財政の上に於て重もなる收入をなして居りまするので、之を詰り石黑男爵の御尋のやうな趣旨に致しますと云ふことになれば大なる財源を失つて、種々政府の企畫して居る所の事柄は出來ぬのでありまして、將來に於ては是等の點に付ては相當考慮を致さぬならぬと信じまするが、今日の所に於て唯今御尋のやうな事柄は政府は考慮いたして居りませぬ、實に已むを得ざる次第でございます。

○鎌田榮吉君　大藏大臣に質問を致します、此酒税のことに付きまして税率を增します結果、今大藏大臣が言明せられた如く收入の增加と云ふものを來すと云ふことは無論のことである、併しながら此税率を高めた爲に果して期待するが如き收入の增加を得るものであるかと云ふことに付ては定めて種々御調べがあることゝ思ひます、從來の經驗に依つて先づ税率を高めたときは大抵收入を增すことになつて居る、併ながら近來の成行を見ますと云ふと、酒の消費と云ふものは餘り殖えない、人口增加に比して酒の消費の殖え方と云ふものは比較的少い、是は今石黑男爵の御心配になりました點から申しますれば、誠に結構なことである、併ながら當面の目的は收入の增加と云ふ事が財政上あるのであります、果して其通りの目的を達し得る事が出來ると云ふ根據のある所を伺ひたい、今一つは矢張り之と關聯いたしまして、此場合は大藏大臣に御伺ひ致しましたが今の酒税所得税及戰時利得税の外の色々の增廢減税案と云ふものが衆議院の修正に依つて御撤回になりました、其理由は一と通り伺ひましたが、それは政府か豫ねて言明する所は、即ち社會政策及税制整理と云ふ最も重大なる目的を達するが爲の手段でありまして、即ち政府施政の方針と申して宜しい所の最も大切た所でありますが、是は衆議院の修正に依つて撤回せられた、併ながら衆議院、之を否認した譯ではない、是認するけれども、本年は之を延期すると云ふことになりました、其延期をする理由は如何なる理由であるか、匆卒の際に斯の如き大なる目的を達すべき仕事を致しては過があるかも知れぬから、之を緩々調査の上で以て行ふと云ふことでありますか其邊の事を伺ひたい、それと同時に伺ひたいのは成るほど通行税、又は其他の税を廢すると云ふ事は至極宜しいと同時に、又頗る煩瑣なる所の税制を設けると云ふ事でありますが、元來税制整理と云ふものは成るべく税の種類を餘り煩瑣に亘らないやうに、單純ならしむると云ふことが整理の目的でなければならぬ、而して能く是等の徵税の目的を達して煩瑣にして人民を苦しむると云ふことは政府の税制の整理の上からして之を除かなければならぬと云ふことに信じて居りますけれども、大藏大臣の御計畫になつた所はそれと稍々反して居るやうに考へる、併ながら今撤回せられた以上は進んで强ひて其事を伺ふのではありませぬが、果して來年に至つて、矢張り此目的で同じやうな性質の增廢税を行つて税制の整理、社會政策なるものを實行せらるゝ御趣意であるや否やと云ふことを伺つて置きたい、此二點に付ては願くは御答辯あらむことを希望いたします。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君)　鎌田君に御答いたします第一に酒の税を增すと云ふやうなことであれば、其消費を減じて隨つて歳入を減らすと云ふやうな事柄があるであらう、此の事柄に付て政府はどう考へて居るかと云ふやうな御問のやうに伺ひました、大體に於きましては鎌田君の仰せらるゝ通りであります、それ故に今回政府が酒の税を徵りますに付きましては餘ほど用意周到に致して居りますので、と申しますのは、酒の消費は昨年の如きは約四百六七十萬石に上つて居るのであります、けれども、政府の立て、居ります即ち收入の基礎として押へて居ります所のものは四百萬少しばかりのものを押へて居りますので、尙ほ之れと同時に税を上げるに付ても餘り之を餘計上げると消費減と云ふのが立ちますからして、先づ從來の經驗に依りまして、三圓位ならばさうえらい消費減はあるまいと云ふので之を三圓に致したのみならず、大正十二年に至りまする所の財政計畫を立てる上に付ても、凡そ消費減は從來の經驗に依りまする所の數字を取りまして、それを皆落してございます、それで唯今鎌田君の御心配になつて居るやうな事柄は今回の計畫と致しましては斷じてないと信じて居ります、次に政府が衆議院に提出いたしました增廢減税の事、言葉を換へて申しますれば、税制整理の事に付ての御尋ねでございます政府が税制整理のことを出しましたことは、先刻申上げた中にも述べました如くに、今回の目的は何であるかと言へば、國防充實の爲に增收を圖ると云ふことが即ち目的であるのであります、此國防の財源として、一方に於ては減債基金を流用し、一方に於ては增收計畫を立てた、斯う云ふことであります、其增收の計畫と云ふものを立てました中に、增税の收入と云ふものを一つ置きましたのであります、其增税の收入と申しまするものは、先刻申上げる通り增收計畫としては即ち重もに此所得税並に酒と云ふものに付て取る積りであります、併ながら政府の當初考へました所は茲に增收計畫と云ふやうなことをやるならば、即ち租税を增すと云ふやうなことをやりますならば、一面に於ては矢張り此税制整理と云ふ事柄も出來得るだけ致すことが當然ではなからうか、斯う考へたのであります、又殊に此時局に於て是等の税の整理を幾分なりとも出來得るものならばしたらばどうかと云ふことを政府は考へた、併ながら之を衆議院に出して見まして、段々討論審議の結果、衆議院の論は此時局であるからして左樣なものは暫く延ばしたら宜いぢやないか、時局が濟んだ後に左樣なものをやつたら宜いぢやないか、斯う云ふ論であります、税制整理を致すと云ふことは、鎌田君の唯今申されたる如くに、何れの部面に於ても反對はないのであります、唯政府が此時局であるか斯樣な增收をやるならば加味してやつたら宜いぢやないかと云ふことを言ふに對して、斯樣な時局であるからして暫く延して呉れたら宜いぢやないか、斯う云ふ詰り論の別れ目であるのであります、左樣な論に付いては政府と致しましても、段々以前から攷究も致して居りますので、既に衆議院の多數が此の税制整理の主義を認めて、其の實行を時局に鑑みて延期することが得策なりと、斯う云ふことであるならば政府と致しても、之れを固執して、何所迄もやつて行かなければならぬと云ふものでなからう、是れは他日の機會に於て相當にやつたら宜からうと云ふ考を以ちまして、同意を詰り致した次第でございます、此の廢減税、即ち税制整理のことに付いての政府の意思並に衆議院と政府との關係に於ける事情は右申した通りであります、さう致しまして次ぎの御尋ねは鎌田君の御意見に依りますこと、今回政府が税制整理として出して居るものゝ中で、或は通行税を廢し、或に石油消費税を廢す、斯の如きものは稍々意味ありと認める、併しながら其他の税に付ては如何にも煩瑣であつて、斯の如きものは税制の整理に副はぬやうである、と云ふのが詰り鎌田君の御見解のやうであるのであります、是は尙ほ詳細に御議論を伺つて見なければ私は能く了解いたしませぬが、兎に角税制整理と云ふ事柄は尤も此大小があります、或は厚薄もありませうけれども、何が一體税制整理と云ふことであるかと申せば、負擔の均衡と云ふことが即ち一番重い事柄で、税を賦課すると云ふことに付ては私共が常々教へられて居る所に依つても、公平にやつて行かなければならぬと云ふことが是が税の根本原則である、さう云ふ以上は例へば政府が茲に砂糖消費税と云ふものを取つて居る、茲に砂糖と同じ効能を爲して、而かも其範圍を日日侵蝕しつゝあるやうな品物があつたならば、之に對して税を取ると云ふことが即ち税の均衡と申す上から言へば相當のことでありはしないか、斯う考へられる、又織物税と云ふものを取つて居る、さう致しますれば織物と同じやうに使用される代物に付ては莫大小の如きは相當税を課けると云ふことか是亦當然ではなからうかと云ふ詰り事柄でありますので、斯の如きものは整理と云ふ意味の上に於きましては極めて小さいと云ふことに言ひ得るかも知れませぬが、兎に角税の整理と云ふことは、斯樣な種類のものが集つたものが税の整理であらう、斯う思ふのでありますので、將來政府が税の整理を致すやうなことに付ては、尙ほ鎌田君の御希望のやうな大なる整理を致すべき所のものがあれば、是も出來得るだけ整理を努めますが、右の如きやうなものも矢張り其整理をすると云ふ以上は、整理をしなければならぬのではないかと云ふ考を今日は有つて居ります、大體御答いたして置きます。

○鎌田榮吉君　唯今大藏大臣の御趣意のある所は拜聽いたしました、此酒税の增率に付てはまだ少しく

疑がありますが、唯今の御答辯では私の疑惑が氷解いたしませぬ、と申しますのは從來の經驗に依つて今回の如く增率を致したならば、唯今の御說明の趣意でありまするど、先づ增税當年の消費減少とか、或は其翌年の一部の消費減少と云ふことは既に見込んで居る、是は永久に收入の增加を來たすものである、斯う云ふことに伺ひました、無論其增税を致す時は其考で致すのであります、併ながら近年の形勢を見まするど、隨分此の酒が高い、酒か高いから飲まぬと云ふことは誠に國民の保健上結構なことでありますけれども、收税、徵税の上から言ふと餘り善ばしくない、今日酒の消費が人口增加に比して、酒の消費が相變はらず四五百萬石、舊幕府時代も四百萬石の酒を消費して居る、今日は調査が嚴密になつて人口が當時の倍になつたにも拘らず、矢張り四百萬石の程度に止つて居ると云ふことは種々の原因がありませう、種々の原因がありますが、又一方から申せば道德上、保健上結構なことであるが、矢張り此税の非常に高いと云ふことが、此消費の增加しない原因になつて居ると私は考へます、其證據には下層社會の者の非常に酒を好む者の狀態を見ましても元と一合飮んだ者が一合飮んでも迚も今の酒を……唯濁酒を飮んで十分に醉を買ふことが出來ないので此「アンペラ」から搾つた「ブランデー」のやうな非常に猛烈なものに水を混ぜて飮むやうな習慣が段段起つて來て居る、是非醉を買はなければならぬが到底十分なる酒を飮んで醉ふだけの錢は拵へないと云ふやうな譯で、斯う云ふやうな譯で酒の消費と云ふものは減る、して見れば增税の爲に、增税當年の減收と云ふものが長く減收となる、是がもう程度を超えて居る、其上に增收すると尙ほ徵税が困難になる、或は極端に申すと減税をした方が政府の收入が殖えはしないかと私は反對に考へて居る位である、併ながら今大藏大臣の御說明はさう云ふ根據の上に增率になつたと云ふたならば御趣意は分りました、それと税制整理、是は負擔の均衡と……は無論負擔の均衡は税制整理即ち税法の上に最も大切なことで、十分に權衡を得、公平にならなければならぬ、併ながら徵收の便宜と云ふことも考へなければ、徒らに徵税費と云ふものが殖えるばかりになつて、實入りが少い、現に今若槻君に御答辯になりました通り、今年度一年度の缺陷は徵收費が浮いて來たから一部分は埋合せることが出來る、其位に徵税費が要るのである、税を取らない代りに徵税費が減つて來る、それで缺陷の一部を補はれる、さうして見ると税も取れるが、一方に徵税費が掛かる、何故に斯の如き多額な徵税費を要するかと云へば、即ち煩瑣なる税を取ると云ふことは即ち一項目に付て收入の少い三十萬とか四十萬とか云ふ税まで取ると云ふことだから、徵税費が多く要ると云ふことになる、殊に間接税に於ては必しも物あれば必ず税を課すると云ふ主義に依らずとも、或税に轉嫁する所の税法を旨く考へて、或物に成るべく單純に税を課したならば、一般の者がそれを負擔すると云ふことになつて、例へば砂糖に税を課しましても、一般の人民が富の程度に從つて砂糖の消費額に等差があるものならば、それに依つて消費税を拂つても、砂糖に課けたから必ず蜜にも課けなければならぬ、飴にも課けなければならぬ、國民一體に課ける、木綿に課ける以上は必ず「メリヤス」にも課けなければならぬと云ふことは私はないやうに思ふ、さうして見れば成るべく税目を簡單にして而して便宜に徵收する、費やす所少くして得る所の多いと云ふ税種を撰擇せらるることが、私は税制整理の本旨だらうと思ふ、是まで又外國の例などを見ますと云ふと、隨分煩雜な税を課ける、何でも物あれば必ず税ありと云ふやうなのは、國民としては實に是は堪へられないのである、又手數を要する、政府に於ても手數を要し費用を要し、之を負擔する人民に於ても非常に煩雜なる手段を要し、又時間を費やすことが多いのでありますから、總ての物を成るべく物品の上から負擔の均衡を圖ると云ふ税制整理は、私は税制整理に非ずして、益々税制を紛糾せしむると云ふことになるだらうと常に考へて居る、然らば今回の增税案が失敗に終つたこそ幸ひである、將來に於て税制を整理すると云ふには、成るべく税種を簡單にして而して一般に負擔の均衡を圖ると云ふ、而して徵税の便宜を圖られると云ふ方針を御取りにならないと云ふと、私の考では非常に害多くして利の少い事かと考へる、是は私の希望であります、希望は是まで餘り成立しませぬやうでありますけれども、併ながら何れ來年なり時局の關係上此事は御實行になるのでありませうから、此事に付ては私は若し今日まで御取りになつたやうな方針であると、遺憾ながら反對しなければならぬと考へます、併し是は將來のことになりますから、別段敢て申す譯ではありませぬが……

○鈴木總兵衞君　大藏大臣に質問いたします、戰時利得税の個人に對する割合が十五、法人に對しては二十、此區別がある、是は如何なる權衡から斯の如くになつたものであるか、次に政府の見積りでは本年度は……（聽取り難し）昨年度には三千五百萬圓位の見積と想像して居る、世間には七八千萬圓或は一億圓以上にも至りはせぬかと云ふ說もありますがそれに付ては如何なる御考でありますか、其二點が伺ひたいのであります。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣（勝田主計君）　戰時利得税の收入に付きまして、世間に色々な調査並に論のあると云ふことも承知いたして居ります、唯今鈴木君の御話のことは矢張り此御意味が重もなことだらうと思ひまするが、是は一應政府の調査を申して置かなければなりませぬので、政府が此戰時利得税の收入額の豫算を作りまするときは、即ち昨年の八九月頃からして調査を始めた譯なのでありまして、茲に豫算を出すと云ふことでありますれば、精確な基礎に依つて出さなければならぬ、さう致しますれば此利得税に付て何處を押へるかと申せば、大正五年の利得に付て押へて行かなければならぬと云ふことは申すまでもないことだらうと思ひます、此大正五年の利得に付きまして全國の税務署其他をして十分なる調査をせしめた結果が、今回豫算に計上した數になつて居りまするので、之に付きまして如何にも其額が少いぢやないかと云ふ仰せが段々あるのであります、尤も大正五年の利得を押へてありまするからして、大正六年七年と云ふ此等が經濟上の狀態が良好にして其の利得等が多少多いと云ふことからして、之に幾分は增すであらうと云ふ考は政府は持つて居ります、併ながら世間が言ふ如くに、三千二百萬圓と政府が計算して居るものが、是が一億以上にもなると云ふやうな事柄はどうしても想像が出來ないのであります現に左樣な說を致される方に就て色々伺つて見ますると云ふと、多少政府と此計算の點に付ても、見る所を異にして居るやうなことでありまするので、五年度の利得を押へて居りまする以上は、茲に多少の增加を致すと云ふことは是はあるだらうと思ひまするが、世間の言ふ如くです、一億若くは一億以上の增加があると云ふやうなことは、今日と致しまして政府は考へて居りませぬでございます、それから法人と個人に付きましての課税の率の相違に付ての御話があつたやうでありますが、此事に付きましては尙ほ詳細は、委員會等に就いて政府委員等より述べませうが、大體に於きましてはです、個人の利得に付きましては法人に較べまするとです、各種の點に於て計算上不利益な點が大分あるのでありまして、それ故にです、之を達觀上法人よりかは個人の方に率を少くして、之が適當であらうと云ふので、法人を二割、個人を一割五分に致しましたのであります何れ詳細のことは委員會で能く內容を……

○議長（公爵德川家達君）　諸君に御諮りを致します唯今問題と致しました法案は、同一委員に付託して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○阪本釤之助君　極く簡單なことでありますが、ちよつと御尋ね致したい、此戰時利得税法の附則に依りますと、「本法ハ小笠原島及伊豆七島ニ之ヲ施行セス」とあります、唯今普通の所得税法を持ちませぬから、普通の所得税法が是等の所に施行されて居らぬのであるか知りませぬが、どちらにしましても伊豆七島の中でも八丈島などは中々可なり開けて居ります、之を鹿兒島縣の離島、沖繩縣下の離島に比しますれば、其霄壤の差があると思ひますが、是等は矢張り施行されて、東京に近い伊豆七島の如きものが、施行されないと云ふのはどう云ふ譯ですか、ちよつと御尋ねを致します。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣（勝田主計君）　戰時利得税の總ての規定は、所得税が根基になつて居りますので、所得税法に於て唯今阪本君の仰せられたやうなものは除外されて居りますので、戰時利得税法に於ても、之を除外いたすことに致しました、或は極めて具體的なる問題に對しては、唯今阪本君の御心配のやうなことがあるかも知れませぬ、併ながら是は法制を定める上に於きましては、大體を見なければなりませぬので、詰り所得税と權衡を取りまして、斯樣に規定を致しました次第でございます。

○男爵高木兼寛君　唯今議に付せられたる法案の委員は十八名とし御指名あらむことを願ひたい、之に

御賛成あらむことを希望いたします。

○男爵石黒忠悳君 賛成。

○議長(公爵德川家達君) 高木男爵の、委員の數を十八名とすると云ふ說に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます、特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔河井書記官朗讀〕

酒造稅法中改正法律案外四件特別委員

伯爵柳澤保惠君　子爵稻垣太祥君
子爵青木信光君　子爵前田利定君
男爵中川興長君　大久保利武君
男爵村上敬次郎君　山本達雄君
男爵武井守正君　谷森眞男君
若槻禮次郎君　橋本圭三郎君
菅原通敬君　伊澤多喜男君
桑田熊藏君　田中源太郎君
鈴木摠兵衞君　美馬儀一郎君

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第十二、臨時國庫證券法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

臨時國庫證券法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月九日　衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

臨時國庫證券法中改正法律案

臨時國庫證券法中左ノ通改正ス

第二條中「二億圓」ヲ「五億圓」ニ改ム

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 唯今議題となつて居ります法律案は先刻私の演說中にも申して置きました如くに、爲替の調節の必要の爲め、並に軍需品代金決濟の必要の爲めに、臨時國庫證券の從來の最高限額二億圓を高めまして、五億圓と致したいと云ふ事柄であります、どうか御審議の上御協贊あらむことを希望いたします。

○議長(公爵德川家達君) 特別委員の氏名を、書記官をして朗讀いたさせます。

〔河井書記官朗讀〕

臨時國庫證券法中改正法律案特別委員

伯爵松平頼壽君　子爵三島彌太郎君
男爵阪谷芳郎君　男爵伊東義五郎君
男爵小早川四郎君　福永吉之助君
武石橘次君　鎌田勝太郎君
堀正一君

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第十三、貨幣法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

貨幣法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月九日　衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

貨幣法中改正法律案

貨幣法中左ノ通改正ス

第五條第二號ヲ左ノ如ク改ム

二　銀貨幣
　五十錢　純銀八百分參和銅二百分
　二十錢十錢　純銀七百二十分參和銅二百八十分

第六條第四號乃至第六號ヲ左ノ如ク改ム

四　五十錢銀貨幣　一匁八分
五　二十錢銀貨幣　八分
六　十錢銀貨幣　四分

第十條第二號ヲ左ノ如ク改ム

二　銀貨幣五十錢ハ毎片一厘八毛一千枚毎ニ九分二十錢ハ毎片一厘二毛一千枚毎ニ六分十錢ハ毎片八毛一千枚毎ニ四分トス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來發行ノ銀貨幣ハ從前ノ通通用スヘシ

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 唯今の議題となつて居ります法律案は、補助銀貨を改造を致したいと云ふ事柄であります、御承知で在らせらるゝ如くに、時局の爲に銀の變動が頗る激しくございまして、殊に一時は五十四「ペンス」と云ふやうな高い値段を現はしたことなどもございますので、即ち言葉を換へて申せば、是等の補助貨は鑄潰し點に詰り來て居る譯なのであります、左樣なことでありますから、將來を考へましても我國の補助銀貨に付きまして、其點に付きましては餘程考慮を加へなければならぬと思ひまするので、今回貨幣法を改正をして、五十錢二十錢十錢と云ふやうな、此補助銀貨の改造を圖りたいと云ふのが、此法案の骨子でございますので、御審議の上御協賛あらむことを希望いたします。

○阪本釤之助君 ちよつと御尋を致したいのでありますが、唯今現に出て居りまする五十錢以下の銀貨と云ふものは、どれだけあるのでありますか、又將來本案が通過した上、御出しになる所の小貨幣はどの位の額を御出しになる御積りでありますか、本員が考へます所では、左なきだに銀貨を近頃出し惜む風潮が現はれて、現に補助貨を得るの困難なることは目の前に見たのでありますが、現に是から出る所の貨幣と、從來の貨幣と對照して見れば、如何なる下級の人でも直ちに大小が分りますので、是は大きな方は取つて置く方が得である、若くは大きなやつは鑄潰しをした方が宜からうと云ふ考の出るのは、洵に見易きことでございます、鑄潰し熔解に付ては太政官の布告や大藏省令も出て居りますのでありますが、其の法令は貨幣を內々鑄潰すなどゝ云ふことに十分なる効力があるとは思はれぬのであります、加之此の小紙幣が近頃發行されて居るのでありますが、若し現在の發行して居る銀貨の在る上に、是から小さい銀貨が澤山出來る、それへ持つて行つて小紙幣が平和克復後一年內まではあると云ふ事になると小貨幣の流通が非常に多くなつて、物價騰貴と云ふ事に影響しはせぬかと云ふ事を虞れるのであります、それ等の點に付ては、無論愼重の御詮議があつた事と思ひますから、唯今申しました點に付て、我々の了解し得るだけの御答辯を願ひたいと思ひます

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 補助貨の流通高は現今大約一億二千五百萬圓ばかりであります、さう致しまして此補助貨が幾ら流通し得るや否やと云ふ事柄に付きましては、是は大體經濟上の趨勢に依つて極る事柄なのであります、阪本君の御心配の點は第一には既に補助貨の發行されて居るものがある、今回又補助貨を發行すると云ふことになりますれば、補助貨が多くなりはしないかと云ふことが一つと、それからもう一つは大きな補助貨と小さい補助貨が出ると、大きな補助貨と云ふものは使用を否まれはしまいかと云ふやうな、御心配であつたやうであるのでありまする、此點に付きましては第一の事柄、即ち此補助貨の多寡でございまして、是は一般の經濟市場の状況に依つて大體定まるのでありまする、さう無暗に補助貨を又出すべきものではありませぬ、併しさうかと申して市場が之を要求するのに付きまして、補助貨を出さぬ譯にも參りませぬので、それは市場を常に見て居ります政府が、相當の緩急を圖つて從舒しなければならぬ事柄であらうと思ふのであります、次に大なる補助貨と小なる補助貨との關係のことでありまするが、是は或は無論の階級に行きますると、阪本君の御心配になるやうな事柄は多少あるだらうと思ひます、併ながら阪本君も既に仰せられました如くに此補助貨の鑄潰し等に付ては、それぞれ制裁があるのでありまして、左樣な事は取締を致して居りますから出來ない、是が出來ないと致しますれば、大きな物を取つても小さい物を持つて居りましても、詰り其評價だけしか價格がないと云ふことでありますれば、大體に於て左樣に御心配になる程のことでもそれはなからうと思ふのであります、それから補助紙幣のことでありまするが、是は既に當院に於かれまして御審議下さいましたことでありまするが、是もさう無暗に出すと云ふのでありませぬので、即ち今日に於て補助貨が缺乏を致して居る此缺乏いたして居る補助貨を補足するに補助貨を以てすると云ふ事柄は、一面に於て貨幣法改正の考もあるのみならず、造幣の能力に於ても足らぬ、それ故に取引を圓滑にせしむる爲に彼の小紙幣を出したと云ふことでありまして、是も詰り市場の需要に應じて適宜に政府は出すことに致して居りますから、是が發行に付きましては、既に御承知の通りに永久出す譯ではございませぬ、戰さが濟みますれば一年の間經過いたしますれば、もう出さぬと云ふことでそれ〳〵回收して整理を致しまする次第でありますから、御心配のやうな事柄は起つて來ないと、政府に於ては堅く信じて居ります。

○阪本釤之助君 略々了解しましたが、唯今ちよつと伺ひ漏しましたが、銀の相場と云ふものは始終高低があるものである、其高低の度毎に貨幣の量目が變化を來すと云ふことは甚だ困つたものでありますが、尤もさう屢々なさる譯ではありますまいが、唯今の銀の相場と云ふものは詰り永久に下る見込はない、唯今今量目で決めて置けば先づ以て永久的に銀相場と云ふものは變はらぬと云ふ御見込か立つて居りま

すか、又唯今の御說明に依りまして鑄潰しはさう澤山あるまい、斯う云ふ御斷定のやうであります、果して其言を信じますれば、一億二千五百萬圓に近い所の小貨幣が出て居る、それは幾らか市場の狀況を斟酌すると仰しやいますが、既に出來得る以上は衆議院に於て御答辯になつたやうでありますが、段々御出しになる御考でありませう、さうして小紙幣は衆議院で御答になつて居る所で見ると一億四五千萬圓まで出すと云ふやうであります、それは素より必要に應じて緩急はございませうが、大體場合に依ては一億四千萬圓までは小紙幣は出し得るものであるさうして其三つのものが一時に寄合つて來ると云ふことになればどうしても今日までより補助貨幣の流出若くは汪溢することがありはしないかと思ふ、どうしても是が矢張り小商ひの物價騰貴の手傳をしはせぬかと深く氣遣ふのであります、我々が考へまするに小貨幣は金融界では小紙幣の發行が止むときに初めて實行される、唯今丁度小紙幣と從來の銀貨とを以て市場の用を達して居ると云ふことは極く適當な處置ではないか、是は意見であります、唯今申述べたやうに銀の價に付ての御見込と、又一時の作用で物價の影響はないと云ふ御確信があるか否や、此二點をもう一應伺ひたい。

○議長(公爵德川家達君) 此際議長は會議の時刻の延長を宣告いたします。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 御答いたしまするが、銀の價格に付ては勿論高低がありまするが、今日より此銀の前途を豫見して見ますると、遠き將來は率ざ知りませぬが、銀がさう下がると云ふやうな事柄はないであらうと考へて居ります、其詰り觀察の下に於て今回の改正を致しまするので、御承知の通りに在來の我國の舊、補助銀貨、是の鑄潰し點が三十三「ペンス」幾らと云ふ事になつて居ります、それから新銀貨の、今度出す方ではない、一つもう既に出て居る新銀貨、是れが四十三「ペンス」幾ら、斯う云ふことになつて居ります、然るに先刻申上げました如くに、銀の時價が五十四五「ペンス」になつて居るのであります、今回は之を外國の例にも大體參照して見ますと、要するに六十四五「ペンス」此位の所で相當なる回收を實行いたして居りますなれば是までの歷史等に鑑みましても、是以上に詰り銀が上がると云ふやうな事柄もないであらう、と云ふ大體の信念から致しまして、此案を提出いたしましたのであります、又此補助貨なり或は補助紙幣の多くなるが爲に物價に影響を致して非常に困ることはないかと云ふ御心配に付きましては、是は餘程研究ものなんであります、其問題を考へますと云ふと、斯う云ふことになります、今回の物價騰貴と云ふことは通過が多い爲に物價の騰貴を來して居るか、詰り物價が騰貴した爲に通過が多くなつて居るかと云ふ此所は矢張り微妙な實は問題なんであります、兎に角今日の所に於きましては、此時局の影響を受けまして、商工業其他の殷賑を極むる結果として、補助貨が非常に拂底いたすのであります、又之を假に今日出て居ります日本銀行の兌換券其他の比例から致して見まして、どうしても六七千萬圓位は補助貨が殖えなければちよつと補助貨と其他の通貨との割合が取れないと云ふ狀況になつて居りますのであつて此際多少の補助貨を增すと云ふことは誠に已むを得ざる次第であらうと思ふのであります、併ながら是等の關係より致して、若し此物價の騰貴と云ふことを誘致すると云ふ弊害が甚しきに於きましては又之に付ての相當の措置を執らなければならぬと思つて居ります、要するに是は其時々の事情に依りまして臨機の措置を執つて唯今阪本君の御尋ねのやうな弊害の生じないやうに致す外、致方はあるまいかと斯樣に考へて居ります。

○議長(公爵德川家達君) 特別委員の氏名を、書記官をして朗讀を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

貨幣法中改正法律案特別委員

伯爵吉井幸藏君　子爵八條隆正君
男爵北島齊孝君　男爵坪井九八郎君
男爵二條正麿君　石井省一郎君
鮫島武之助君　福島文右衞門君
高崎三重郎君

○議長(公爵德川家達君) 日程第十四登錄稅法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

登錄稅法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

登錄稅法中改正法律案

登錄稅法中左ノ通改正ス

第六條第三項乃至第五項ヲ削ル

第十九條ニ左ノ一號ヲ加フ

五　產業組合、產業組合聯合會、產業組合中央會、漁業組合又ハ漁業組合聯合會ニ付產業組合法又ハ漁業法ニ基キテ爲ス登記

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 登錄稅法中改正案の趣旨は第三十九議會に於きまして、政府は產業組合の發展を圖る爲に法案を提出いたしまして皆樣の御協贊を經たのであります、尙ほ此產業組合の發展に付きましては、種々なる方面よりして之を助長させたいと云ふ考を有つて居ります、即ち產業組合なるものに對しましては此登錄稅を免除したいと云ふのが此法案の精神であります、既に登錄稅を產業組合に付て免除いたしまする以上は、之と同樣なる所の公益の財團とか法人とか云ふ如きものも矢張り同時に登錄稅を免除したら宜からうと云ふ事柄が即ち此案の骨子になつて居る次第でございます、御審議の上御協贊を願ひます。

○議長(公爵德川家達君) 特別委員の氏名を、書記官をして朗讀を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

登錄稅法中改正法律案特別委員

伯爵松平直之君　子爵西大路吉光君
子爵榎本武憲君　子爵秋月種英君
阿部浩君　荒川義太郎君
男爵青山元君　男爵東鄉安君
星島謹一郎君

○議長(公爵德川家達君) 日程第十五、遠洋漁業獎勵法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

遠洋漁業獎勵法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

遠洋漁業獎勵法中改正法律案

遠洋漁業獎勵法中左ノ通改正ス

第一條中「二十萬圓」ヲ「三十萬圓」ニ改ム

第三條　主務大臣ハ遠洋漁船檢査規程ニ定ムル構造ニ適合シタル日本船舶ヲ以テ遠洋ニ於ケル漁獵業又ハ漁獲物處理運搬業ニ從事スル者ニ對シ業務ノ種類、場所、期間若ハ方法又ハ漁獲物ノ處理若ハ販路ニ付條件ヲ附シ漁業獎勵金ヲ下付スルコトヲ得但シ其ノ總額ハ第一條ニ依ル豫算定額ノ十分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條　削除

第五條第一項各號ヲ左ノ如ク改ム

一　船體總噸數每一噸　四十五圓
二　蒸汽機關實馬力每一馬力　二十二圓
三　發動機關純馬力每一馬力　三十　圓
四　冷藏機械冷却力製氷量每一噸　千五百圓
五　副漁具　評價額ノ十分ノ三

同條第三項及第四項ヲ左ノ如ク改ム

主務大臣ハ漁船ノ改良ニ關シ適當ト認メタル設計ニ依リ日本船舶ヲ新造シ又ハ新造セシメタル船舶所有者ニ對シ其ノ船舶新造費ノ三分ノ一以內ノ漁船獎勵金ヲ下付スルコトヲ得但シ其ノ總額ハ第一條ニ依ル豫算定額ノ十分ノ二ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ船舶新造費ハ冷藏機械及副漁具ノ新造費ヲ包含ス

同一ノ船舶ニ付第一項及第三項ノ漁船獎勵金ヲ併セ下付スルコトヲ得ス

第六條中「第三條第一項又ハ第五條」ヲ「前條」ニ改ム

第七條　漁業獎勵金ヲ受クヘキ者第三條ノ條件ヲ履行セサルトキ又ハ每業務期間ニ於テ其ノ業務ニ從事スルコト業務期間ノ四分ノ三ニ滿タサルトキハ主務大臣ニ於テ正當ノ事由ニ因リ已ムヲ得サルモノト認ムル場合ニ限リ獎勵金ノ全部又ハ一部ヲ下付スルコトヲ得

第十一條　遠洋漁業ノ指導監督又ハ遠洋漁業練習生ノ養成ノ爲必要ナル費用ハ第一條ニ依ル豫算定額中ヨリ之ヲ支出スルコトヲ得但シ其ノ總額ハ豫算定額ノ十分ノ二ヲ超ユルコトヲ得ス

主務大臣ハ必要ト認メタル場合ニ於テ營利ヲ目的トセサル法人ニ對シ遠洋漁船船員ノ養成又ハ遠洋漁業者若ハ海外出漁者ノ利益增進ノ爲第一

條ニ依ル豫算定額中ヨリ其ノ十分ノ一以内ヲ下付スルコトヲ得但シ必要ナル船舶ヲ新造スル場合ニ於テハ其ノ新造費ニ充ツル爲之ヲ超エサル限度ニ於テ更ニ十分ノ二以内ヲ下付スルコトヲ得

第二十一條　本法ハ大正二十二年三月三十一日迄效力ヲ有ス

第二十二條ヲ削ル

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前獎勵金下付ノ指令ヲ受ケタル者ニ付テハ其ノ獎勵金ニ關シ仍從前ノ例ニ依ル

〔國務大臣仲小路廉君演壇ニ登ル〕

○國務大臣（仲小路廉君）　本案提出の理由を簡單に申上げます、今日の場合に於きまして、我が水産業の發達を獎勵いたしまする事は最も大切なことと存じます、就中遠洋漁業の獎勵は目下の場合最も必要と存ずるのであります、然るに今日迄實行されて居りまする遠洋漁業獎勵法は最早有效期間が前途僅になつて參りました、今日の場合甚だ必要でありますから、此の有效期限を更に向う十五箇年延長いたしまして、それと同時に今日の金額は二十萬圓を限度として居りましたが、更に其額を殖やしまして三十萬圓を最高額と致して、之と同時に今日迄の實驗に徵しまして、内容に變更を致しまして、新規に漁場の開拓を致しまする場合でありまするとか、或は海外に販路を擴張いたしまする場合でありますとか、或は大型船舶を用ひまする場合でありまするとか、或は海外に出漁して種々改善の方法を採る團體等に獎勵金を交付いたしたいと云ふ考であります、何卒御審議の上御協贊を願ひます。

○議長（公爵德川家達君）　特別委員の氏名を、書記官をして朗讀を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

遠洋漁業獎勵法中改正法律案特別委員

伯爵松浦厚君　子爵小笠原劭一君
男爵肝付兼行君　男爵平野長祥君
男爵長松篤棐君　藤田四郎君
木場貞長君　室田義文君
日高榮三郎君

○議長（公爵德川家達君）　日程第十六、軍用自動車補助法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

軍用自動車補助法案

右政府提出案本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

（行間空なきものは修正文）

軍用自動車補助法

第一條　政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ陸軍ノ軍用ニ適スヘキ自動車ノ製造者又ハ所有者ニ對シ補助金ヲ下付スルコトヲ得

前項ノ製造者又ハ所有者ノ其ノ自動車ニ關スル業務ノ承繼人ハ之ヲ前項ノ製造者又ハ所有者ト看做ス

第二條　補助金ヲ受クルコトヲ得ヘキ製造者又ハ所有者ハ帝國臣民又ハ帝國臣民ノミヲ社員若ハ株主トシテ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニシテ帝國内ニ於テ自動車製造所又ハ自動車ヲ有スルモノニ限ル

前項ニ掲クル者ノ外公共團體ニハ補助金ヲ下付スルコトヲ得

第三條　補助金ヲ受クルコトヲ得ヘキ自動車ハ主務大臣ノ定ムル規定ニ依リ製造シタルモノニシテ主トシテ貨物ノ運搬ヲ目的トシ一英噸以上ノ積載量ヲ有スルモノ又ハ之ニ改造シ得ヘキモノニ限ル

製造者及製造所ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條　製造者ニハ其ノ製造ニ係ル自動車一輛ニ付二千圓以内ノ製造補助金ヲ下付スルコトヲ得

製造者其ノ製造ニ係ル新ナル自動車ニシテ製造補助金ヲ受ケタルモノヲ所有シテ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル場合ニ於テハ自動車一輛ニ付更ニ五百圓以内ノ增加補助金ヲ下付スルコトヲ得

第五條　所有者ニハ製造補助金ヲ受ケタル新ナル自動車ヲ其ノ製造者ヨリ購買シテ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル場合ニ於テ自動車一輛ニ付千圓以内ノ購買補助金ヲ下付スルコトヲ得

第六條　增加補助金又ハ購買補助金ヲ受ケタル自動車ヲ所有スル者之ヲ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル場合ニ於テハ其ノ期間ニ應シ自動車一輛ニ付一年三百圓以内ノ維持補助金ヲ下付スルコトヲ得

維持補助金下付ノ期限ハ增加補助金又ハ購買補助金下付指令ノ日ヨリ五年ヲ限リ製造補助金下付指令ノ日ヨリ十年ヲ超ユルコトヲ得ス

維持補助金ハ毎年其ノ年分全額ヲ下付指令ノ際自動車ヲ所有スル者ニ之ヲ下付ス

第七條　製造補助金ヲ受ケタル自動車ハ其ノ補助金下付指令ノ日ヨリ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至ル迄ノ間之ヲ保護自動車ト稱ス

一　自動車ノ所有者カ第二條第一項ノ規定ニ該當セサルニ至リタルトキ

二　第六條第二項ノ期限ヲ經過シタルトキ

三　第十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ補助金ヲ受クルノ資格ヲ廢除セラレタルトキ

第八條　主務大臣ハ軍用ノ爲何時ニテモ保護自動車ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ收用又ハ使用シタル場合ニ於テハ自動車ノ所有者ニ補償金ヲ下付ス其ノ金額ハ主務大臣之ヲ定ム

補償金額ニ對シ不服アル者ハ收用又ハ使用ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ出訴ハ自動車ノ收用ヲ又ハ使用停止セス

第九條　保護自動車ノ所有者ハ主務大臣ノ定ムル場合ヲ除クノ外保護自動車ノ構造又ハ能力ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條　保護自動車ハ之ヲ輸出シ又ハ外國人ニ對シ讓渡シ、貸付シ若ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

第十一條　主務大臣ハ保護自動車ノ保續ヲ期スル爲其ノ構造及能力ヲ檢査シ所定ノ構造又ハ能力ヲ有セスト認ムルトキハ其ノ所有者ニ對シ期限ヲ指定シテ之カ修理ヲ命スルコトヲ得

前項ノ外主務大臣ハ保護自動車ノ所有者ニ對シ其ノ保續ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條　主務大臣ハ前條第一項ノ規定ニ依ル檢査ニ依リ所定ノ構造又ハ能力ヲ有セスト認メタル保護自動車ニ對シテハ修理ヲ命シタル場合ヲ除クノ外補助金ヲ受クルノ資格ヲ廢除ス其ノ修理ヲ命シタル場合ニ於テ修理完成ノ檢査ニ合格セス又ハ指定期限迄ニ其ノ檢査ヲ受ケサルトキ亦同シ主務大臣ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ違反シタル者ニ對シテハ違反ノ事實アリタル時ヨリ當該自動車ニ對スル補助金ヲ受クルノ資格ヲ廢除シ又ハ停止スルコトヲ得

主務大臣ハ前條第一項ノ規定ニ依リ修理ヲ命シタル自動車ニ對シテハ前條第一項ノ規定ニ依ル檢査ノ時ヨリ修理完成ノ檢査ヲ受ケタルモノニ在リテハ合格不合格決定ノ時迄、其ノ檢査ヲ受ケサルモノニ在リテハ指定期限迄補助金ヲ受クルノ資格ヲ停止ス

第十三條　主務大臣ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル犯罪ノ爲起訴セラレタル者ニ對シテハ裁判確定ニ至ル迄ノ間補助金ノ支給ヲ中止スルコトヲ得

第十四條　主務大臣ハ第十五條乃至第十七條ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者○又ハ第二條第一項ニ該當セサルニ至リタル者ニ對シ當該自動車ニ付既ニ下付シタル補助金ニ相當スル金額ノ全部又ハ一部ヲ償還セシムルコトヲ得

前項ノ償還金ハ國税滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國税ニ次クモノトス

第十五條　詐欺ノ所爲ヲ以テ補助金ヲ受ケタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十六條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第八條第一項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ヲ拒ミタル者

二　第十條ノ規定ニ違反シタル者

第十七條　第九條ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル自動車ノ檢査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ檢査ニ關スル當該官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十九條　製造者又ハ所有者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ製造者又ハ所有者ニ適用スヘキ罰則ハ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十條　製造者又ハ所有者ハ其ノ代理人、戶主家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十一條　前二條ノ場合ニ在リテハ懲役、禁錮又ハ拘留ノ刑ニ處スルコトヲ得ス

第二十二條　明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ニ依リ製造補助金ヲ受クルコトヲ得ル自動車ト同等以上ノ能力ヲ有スル新ナル外國製自動車ヲ所有シテ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル者ニハ當分ノ内自動車一輛ニ付千圓以內ノ補助金ヲ下付スルコトヲ得

前項ノ補助金ヲ受ケタル自動車ハ本法ノ製造補助及購買補助金ヲ受ケタルモノト看做ス

前二項ノ規定ハ官立工場ニ於テ製造シタル自動車ニ付之ヲ準用ス

「國務大臣大島健一君演壇に登る」

○國務大臣（大島健一君）　唯今議題となりました、軍用自動車補助法提出の理由を單簡に申上げます、自動車補助法の趣意は自動貨車を民間に使用せしめて、主として有事の際に之を徴用したいと考へまするのでございます、由來自動車の軍用自動車の研究を進めまして、東洋の地形に於て我軍に用ふべき軍用自動貨車の制式は略々研究を終りまして、三噸級四噸級の二つを定めましてございます、特殊の自動車は無論軍部に於て準備貯蓄致すべきでありますが最も多數を要しまする自動貨車は之を民間に使用せしめまして、有事の日に徴用を致す制度を執りますることが、此制式の常に進歩いたしまする今日に於て新陳代謝の途を得る上からも必要と感じて居りますのであります、併ながら其製造工業の程度が歐米等のそれと同等に參つて居りませぬ所より、日本で製作いたしまするものは外國輸入の貨車よりは餘程高くなります、段々進歩しませうが、唯今迄陸軍で調製し調査したる所では、帝國で造りますものは高くなります、又使用いたしまする點に於ても、各種の費用を要しまする爲に馬車等に較べますと餘程同じものを運搬するに費用が掛ります、此製造を補助し又使用上運搬費の嵩みまするのを相當の補助を與へませぬければ、到底今日の狀況に於て民間に用ひさせまするることは困難であります、是等の製造、購買、使用に對して、相當の補助金を與へまして、廣く民間に用ひさせたいと云ふ考でございますし馬の乏しい國に於きまして、或は又此速度を利用して今後益々戰場輸送力の大なること、速いことを要するのには是非之を必要と認めます、どうか御審議の上御協賛を賜はらむことを祈ります。

○議長（公爵德川家達君）　特別委員の氏名を、書記官をして朗讀を致させます。

「成瀨書記官朗讀」

軍用自動車補助法案特別委員

伯爵川村鐵太郎君　子爵樋口誠康君
子爵大河內正敏君　高崎親章君
男爵外松孫太郎君　男爵德川厚君
海江田準一郎君　廣瀨滿正君
松尾廣吉君

○議長（公爵德川家達君）　日程第十七、鐵道敷設法中改正法律案、第十八、足尾鐵道及有馬輕便鐵道買收に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、御異議がなければ第十七、第十八は束ねて問題に供し、委員も同一委員に付託して宜しうございますか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

鐵道敷設法中改正法律案

右政府提出案本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月九日　衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

（〔　〕は衆議院の修正削除の符號なり）

鐵道敷設法中改正法律案

鐵道敷設法中左ノ通改正ス

第二條第一項中央線及北陸線ノ連絡線ノ部第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

一　岐阜縣下岐阜ヨリ太田高山ヲ經テ富山縣下富山ニ至ル鐵道

同項北越線ノ部ノ次ニ左ノ如ク加フ

上越線

一　群馬縣下高崎ヨリ新潟縣下長岡ニ至ル鐵道

同項山陰線ノ部中「萩ニ至ル鐵道」ヲ「萩ヲ經テ下關ニ至ル鐵道」ニ改ム

同項山陰及山陽連絡線ノ部ニ左ノ一號ヲ加フ

一　岡山縣下岡山ヨリ鳥取縣下米子ニ至ル鐵道

〔同項四國線ノ部中「琴平」ヲ「觀音寺」ニ改ム〕

同項九州線ノ部中第四號ヲ削ル

第四條　削除

「第二章　第一期鐵道及公債募集」ヲ「第二章　第一期鐵道」ニ改ム

第七條第一項第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一　中央線及北陸線ノ連絡豫定線岐阜縣下岐阜ヨリ太田、高山ヲ經テ富山縣下富山ニ至ル鐵道中岐阜縣下岐阜ヨリ太田ヲ經テ高山ニ至ル鐵道

同項第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一　上越豫定線群馬縣下高崎ヨリ新潟縣下長岡ニ至ル鐵道

同項第十一號中「北條ニ至ル鐵道」ヲ「松田ニ至ル鐵道」ニ改ム

同項第十五號中「萩ニ至ル鐵道中」ヲ「下關ニ至ル鐵道中」ニ「萩ニ至ル鐵道」ヲ「小串ニ至ル鐵道」ニ改メ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一　山陰及山陽連絡豫定線ノ內岡山縣下岡山ヨリ鳥取縣下米子ニ至ル鐵道

同項第二十二號中「中香川縣下多度津ヨリ愛媛縣下西條ニ至ル鐵道」ヲ削ル

〔同項第二十三號ヲ左ノ如ク改ム〕

〔一　四國豫定線ノ內香川縣下觀音寺ヨリ高知縣下高知ヲ經テ須崎ニ至ル鐵道中香川縣下觀音寺ヨリ德島縣下池田ニ至ル鐵道及高知縣下山田ヨリ高知ヲ經テ須崎ニ至ル鐵道〕

同項第二十六號中「中鹿兒島縣下川內ヨリ鹿兒島ニ至ル鐵道」ヲ削ル

第七條第二項中「第一期工事トシテ特ニ公債ヲ募集スルコトヲ得」ヲ「第一期工事ト爲スコトヲ得」ニ改ム

第八條　削除

第九條　削除

足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月九日　衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

足尾鐵道及有馬輕便鐵道ノ買收ニ關スル法律案

第一條　政府ハ現ニ借入使用スル足尾鐵道株式會社所屬ノ鐵道及有馬輕便鐵道株式會社所屬ノ輕便鐵道ヲ買收ス

第二條　前條ノ鐵道及輕便鐵道買收ノ期日ハ政府之ヲ指定ス

第三條　買收價額ハ買收ノ日ニ於ケル鐵道又ハ輕便鐵道ノ建設費以內ニ於テ之ヲ協定ス

前項ノ建設費ハ政府カ借入契約ニ依リ建設改良又ハ補充ノ爲支出シタル工事費ヲ控除シタルモノトス

第四條　買收代價ハ政府ノ定ムル價格ニ依リ五十五年內ニ償還スヘキ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ五十圓未滿ノ端數ハ之ヲ券面金額五十圓トス

政府ハ買收ノ爲必要ナル額ヲ限度トシ前項ノ公債ヲ發行スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ特ニ要求アルトキハ現金ヲ以テ買收代價ヲ交付スルコトヲ得

「政府委員男爵後藤新平君演壇に登る」

○政府委員（男爵後藤新平君）　玆に提出になりました鐵道敷設法中改正法律案の大體の理由を申上げます、本案は鐵道の普及今日に急務たることを以ちまして提出しましたことは勿論でございますが、殊に此戰後の我が國民生活の狀態に顧みまして、今回は是まで提出しましたより、より多くの線路を提出することになりました、鐵道線路網制定以來、鐵道當局に於ても、此線路の選定には段々攻究を重ねまして、此案には豫定線の中、第一期線に繰入れたるものもありまするし、第一期線の中繰上げましたものもあります、是等のものは二百餘哩に達して居ります、又新豫定線にして第一期線に直ちに組入れましたものもあります、是等のものが二百餘哩になつて居ります、大體四百五十哩ばかりのものが提案になつて居ります、衆議院に於きまして、四國線の一部觀音寺線を否決せられて居ります、是は政府に於ては鐵道會議の協賛を要しましたものでありまして、最善の選定と考へまして是には同意を致しませぬ、

右申述べましたやうな理由に依つて茲に提案になつて居ります譯であります、御審議の上、御協贊を與へられむことを希望いたします、次に第十八、足尾鐵道及有馬輕便鐵道買上に關する法律案、是は第三十九議會に於て既に買上げました所の鐵道、是は民設の鐵道を借入れて、政府に於て運輸上の統一便宜を圖る爲に使用してあつた所のものであります、其三十九議會に於て買上げましたものは、買上げの結果も甚だ圓滿に善良の成績を見て居ります、此度も此借入れてある所の鐵道を整理して統一いたし、又運用の便を圖りたいと云ふ爲に提案を致したのであります、御審議の上、協贊を與へられむことを希望いたします。

○議長(公爵徳川家達君) 本案の特別委員の氏名を書記官をして朗讀を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

鐵道敷設法中改正法律案外一件特別委員

侯爵細川護立君　男爵小澤武雄君
子爵松平直平君　子爵新庄直知君
古市公威君　男爵島津久賢君
石黒五十二君　阪本釤之助君
森田庄兵衛君

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第十九、朝鮮事業公債法中改正法律案、第二十、樺太事業公債法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、是も御異議がなければ兩案とも束ねて問題に供し、同一委員に付託いたしたいと思ひます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

朝鮮事業公債法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

朝鮮事業公債法中改正法律案

朝鮮事業公債法中左ノ通改正ス

第三項中「九千六百萬圓」ヲ「一億六千八百萬圓」ニ改ム

樺太事業公債法案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

樺太事業公債法

第一條 樺太ニ於ケル事業費支辨ノ爲政府ハ五百五十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補塡スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

本法ニ依ル公債又ハ借入金借換ノ爲必要アルトキ亦同シ

附 則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 朝鮮の事業公債は御承知の如くに、其法定額が今日の所、九千六百萬圓と云ふことになつて居ります、然るに尚ほ咸鏡線の完成鎭海線、或は京釜線、京義線の改良、其他の工事を致す必要がございますので、八箇年に亘りまして七千百三十七萬二千百圓を使用いたしたいと云ふのであります、それ故に此公債額を増加いたして一億六千八百萬圓と致したいと申すのが法の精神でございますので御審議の上、御協贊を願ひたうございます、併せて其次のを説明いたします、樺太拓殖の目的を以ちまして、同島に於きまして二百五十三哩の鐵道を敷設いたしたい、之に要する所の經費が千二百四十四萬圓要るのであります、而して公債計畫と致しましては、此金額を抑へませずと、大正七年より同十一年に亘る五箇年間の經費、即ち千五百四十七萬四千圓と云ふものを抑へまして、此公債發行額と致して御協贊を經たいのであります、御審議の上御協贊を願ひたうございます。

○議長(公爵徳川家達君) 特別委員の氏名を、書記官をして朗讀を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

朝鮮事業公債法中改正法律案外一件特別委員

伯爵正親町實正君　淺田德則君
小松謙次郎君　男爵毛利五郎君
男爵眞田幸世君　男爵岩倉道具君
男爵佐竹義準君　麻生太吉君
佐藤友右衛門君

○議長(公爵徳川家達君) 次の議事日程は決定次第御通知に及びます、本日は是で散會。

午後四時二十八分散會

○大正七年二月十九日(火曜日)

午前十時六分開議

議事日程 第七號

第一 公爵毛利元昭君、海江田準一郎君請暇の件

第二 東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第三 帝國大學特別會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第四 大正五年法律第四號中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第五 戰時船舶管理令(承諾を求むる件)(衆議院送付) 會議

第六 家祿賞典祿處分に關する法律案(衆議院提出) 第一讀會

第七 沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案(衆議院提出) 第一讀會

○議長(公爵徳川家達君) 去る十三日議席に列せられました武彦王殿下の御席次は、博義王殿下の御次席と確定いたしました、其部屬を第一部に定めました、去る十六日故議員侯爵蜂須賀茂韶君の葬儀に付き、前回の會議に於ける本院の議決に基きまして、議長は議院を代表いたして會葬を致しました、是より書記官をして諸般の報告を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

去る十三日貴族院令第二條に依り議席に列せらる　武彦王殿下

去る十四日衆議院より左の政府提出案を受領せり

大正五年法律第四號中改正法律案

同日請願委員長より左の報告書を提出せり

請願文書表第四回報告書

去る十五日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

酒造税法中改正法律案外四件特別委員會

委員長　伯爵柳澤保惠君
副委員長　子爵靑木信光君

去る十六日政府より左の決算及同檢査報告を提出せり

大正四年度歳入歳出總決算
大正四年度各特別會計歳入歳出決算
大正四年度歳入歳出決算檢査報告

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

戰時船舶管理令(承諾を求むる件)

同日衆議院より左の法律案を提出せり

家祿賞典祿處分に關する法律案
沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案

○議長(公爵徳川家達君) 是より本日の會議を開きます。

○公爵徳川慶久君 唯今より共通法案の委員會を開きたく思ひますから、委員の退席を要求いたします何卒御許し下さることを願ひます。

○議長(公爵徳川家達君) 共通法案の特別委員會へ退席の要求は許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第一、公爵毛利元昭君、海江田準一郎君請暇の件、毛利公爵病氣に付き三十六日間、海江田君病氣に付き七日間の請暇でございます、何れも許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵徳川家達君) 日程第二、東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案、第三、帝國大學特別會計法中改正法律案、政府提出衆議院送付、第一讀會、御異議なければ第二、第三の法案は束ねて問題に供し、同一委員に付託いたします。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君) 次に御諮りを致しますが本日も通牒文の朗讀は省略を致したいと思ひます、御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ないと認めます。

〔左の送付文及議案は朗讀を經ざるも參照のため茲に載録す以下之に傚ふ〕

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月十二日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入ニ關スル法律案

東京帝國大學及京都帝國大學ニ於テ時局ニ基因シ判任官其ノ他ノ者ニ對シ臨時手當ヲ支給スル爲必要ナル金額ハ帝國大學特別會計法第二條ノ規定ニ依ル金額ノ外一般會計ヨリ當該帝國大學特別會計ヘ臨時之ヲ繰入ルルコトヲ得

附　則

本法ハ大正七年度ヨリ之ヲ施行ス

帝國大學特別會計法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月十二日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

帝國大學特別會計法中改正法律案

帝國大學特別會計法中左ノ通改正ス

第一條及第十二條中「東北帝國大學及九州帝國大學」ヲ「東北帝國大學、九州帝國大學及北海道帝國大學」ニ改ム

第二條中「金百三十六萬圓」ヲ「金百五十六萬圓」ニ「金八十二萬圓」ヲ「金九十七萬圓」ニ、「東北帝國大學及九州帝國大學」ヲ「東北帝國大學、九州帝國大學及北海道帝國大學」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

東京帝國大學ニ在リテハ前項ノ金額ノ外航空ニ關スル研究ノ費用ニ充ツル爲必要ナル金額ヲ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ繰入ルルコトヲ得

附　則

本法ハ大正七年度ヨリ之ヲ施行ス

大正六年法律第三號ハ之ヲ廢止ス

大正六年度一般會計所屬航空研究所創設費ノ豫算ニシテ翌年度ニ繰越ヲ要スルモノハ東京帝國大學特別會計ニ繰越整理シ之ニ相當スル資金ヲ同特別會計ニ繰入ルヘシ

大正六年度末現在ノ東北帝國大學資金ニシテ農科大學ノ用ニ供スルモノ及東北帝國大學資金ニ編入スヘキ歳入殘餘ニシテ農科大學ニ屬スルモノハ之ヲ北海道帝國大學ノ資金ニ編入スヘシ

大正六年度東北帝國大學特別會計ノ歳入歳出ニシテ翌年度ニ繰越ヲ要スルモノノ內農科大學ニ屬スルモノハ之ヲ北海道帝國大學特別會計ニ繰越整理スヘシ

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君)　唯今議題になつて居りまする東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案、此大要を先づ以て御說明申上げるのでございます、御承知の通りに此時局に基因いたしまして諸物價騰貴、其他の原因の爲に判任官及び其以下の者に對して臨時手當を支給すると云ふ計畫に相成つて居りまするのでございます、然るに東京帝國大學及び京都帝國大學は法律に依りまして定額が定まつて居ります爲に、此臨時手當を支給するに斯様な法律を必要と致します譯で、即ち此法律に依りまして一般會計より當該帝國大學特別會計へ臨時に必要なる金額を繰入れると云ふことを、此法律に依つて許す必要がございますので、此法律を提出いたしました譯でございます、次の日程に載つて居りますのは帝國大學特別會計法中改正法律案でございます、此特別會計法中の改正は要するに三點に歸するのでございます、第一點は札幌の農科大學と云ふものは從來東北帝國大學の一部を成して居つたのでございますが、前年の豫算に於きまして、更に醫科大學を札幌に設けることになりましたが故に、此農科大學を醫科大學に加へまして之を獨立の北海道帝國大學と云ふものに致すと云ふのが第一點であります、第二點は東京帝國大學及京都帝國大學の定額は、明治四十年に之を定めまして、凡そ十箇年を期して之を更正すると云ふ初めからの豫定になつて居るのでございます、其間に於きまして特別の事情に依つて多少增減を致したことがございますけれども、併し大體に於きましては此十年以前に定めました定額を以て前年まで經營を致して參つたのであります、漸く十年の期限も經過いたしましたに依つて、本年は之を更正いたしまして、東京帝國大學に對して二十萬圓、京都帝國大學に對して十五萬圓の增額を致すと云ふのが第二點であります、第三點は大正五年度より航空機の研究に關しまする事業を始めましたのであります、其事業が著々と進行いたしまして、即ち當初の豫定通り來年度より之を帝國大學の一部に移すと云ふことに致しまするのであります、是は帝國大學の通常の定額の範圍內に於て經營することは困難でございまするに依つて、是だけは特別の經營法を立てると云ふことに致したいと云ふのが第三點でございます、此三點が大學特別會計法改正を要しまする理由でございます、何卒御審議の上御協賛あらむことを希望いたします。

○男爵阪谷芳郎君　ちよつと伺ひますが、大學校の定額を法律で御極めになつたのは之を屢々變更せぬと云ふ趣意で御極めになつたことゝ考へるのであります然るに臨時手當が要るから之を變更すると云ふやうなことで、法律を輕々に變更すると云ふことであつたならば、別に此定額を極めて置く必要は無いやうに思ひますが、今文部大臣の御說明に對して聊か疑を生じましたから、伺ひたい。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君)　御尋の點は一應は御尤もに考へまするので、成るべく此定額を定めました以上は、此定額の範圍內に於て經營を致して行くと云ふのが本義でございます、故に此時局の關係上判任官以下に支給いたします手當も、定額の範圍內に於て支給が出來れば左樣に致したいのでありますが、何を申しますにも定額に對する臨時手當の金額は比較的多額を要しまするに依つて、定額の範圍內に於て經營いたすことが出來ませぬに依つて、特に一般會計から是だけの手當を支給すると云ふことに致したいのであります、若し出來得べくんば定額の範圍內に於てやりたいと云ふ本義でございますけれども已むを得ず斯樣に取計ひます次第でございます。

○男爵阪谷芳郎君　定額を法律で定めた以上は、議會で此定額內に對して自由に減らす事が出來ないのである、然るに增す方は法律を變更して增すと云ふことになると、どうも少しく定額を法律で極められた趣旨に牴觸しはせぬかと思ひますが、成るべく斯の如き小さき費用は定額內で御繰合せの上出來ぬものでありますか、今一應伺ひます。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君)　御趣意は御話の通りでありますが、何分定額が限られて居るので、左樣いたしまして此經濟が比較的小なものでありますが故に或る特別の事故のございまする時には法律を變更して之を增す必要もございますし、又之を減す必要もございまするので、從來御承知の通りに數回增減を致し、其度々に法律の改正を致して居るのであります、併ながら其特別會計の基礎となりますものは動かずに居ります、何か特別の事由に依つて之を增加する、或は特別の事由に依つて之を減ずると云ふやうなことはございますけれども、大體の基礎は動かさずに今日まで參つて居るのであります、將來とても成るべく動かさぬと云ふ方針は執りますのでありますが、特別の事情がございました時は是は已むを得ぬかと心得て居ります。

○議長(公爵德川家達君)　他に御質問もないと認めますから、特別委員の氏名を書記官をして朗讀を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案外一件特別委員

侯爵德川圀順君　子爵京極高義君
子爵豐岡圭資君　子爵野村益三君
福原鐐二郎君　男爵南岩倉具威君
男爵千秋季隆君　三宅秀君
大矢馬太郎君

○議長(公爵德川家達君)　日程第四、大正五年法律第四號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

大正五年法律第四號中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月十四日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

大正五年法律第四號中改正法律案

大正五年法律第四號中左ノ通改正ス

「三千四百萬圓以內」ヲ「八千八百萬圓以內」ニ改ム

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君)　大正五年法律第四號は御承知であらせらるゝ如くに、臨時事件に關する經費を支辨する爲に公債又は借入金を爲すことを得る法律でございまする、此最高額が三千四百萬圓となつて

居りました、然るに今回の豫算の計畫に於きまして臨時軍事費に於きまして三千百萬圓の公債借入金を計上いたしました、又臨時事件費の方に於きまして二千二百萬圓の借入金を致すと云ふことを計上してございまする、それ故に三千四百萬圓に是等の金額を加へまして、最高發行限度を八千八此萬圓に致すと云ふのが此改正案の精神でございまする、御審議の上御協賛あらむことを希望いたします。

○議長(公爵德川家達君) 此特別委員は嚢に議長が指名いたしました臨時國庫證券法中改正法律案の委員に付託いたします。

○議長(公爵德川家達君) 日程第五、戰時船舶管理令承諾を求むる件、衆議院送付、會議。

戰時船舶管理令

右本院に於て承諾すへきものと議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月十六日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

戰時船舶管理令

右帝國憲法第八條第二項ニ依リ承諾ヲ求ムル爲勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正七年一月十九日

内閣總理大臣 伯爵寺内正毅

内務大臣 男爵後藤新平

海軍大臣 加藤友三郎

陸軍大臣 大島健一

外務大臣法學博士子爵本野一郎

司法大臣 松室致

文部大臣 岡田良平

遞信大臣 男爵田健治郎

農商務大臣 仲小路廉

大藏大臣 勝田主計

朕戰局ノ倍々擴大スルニ伴ヒテ外ハ共同籌畫ノ便宜ヲ進メ内ハ產業運輸ノ調節ヲ圖ル爲船政ヲ統制スルノ極メテ緊急ナルヲ認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ戰時船舶管理令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正六年九月二十八日

内閣總理大臣 伯爵寺内正毅

内務大臣 男爵後藤新平

海軍大臣 加藤友三郎

陸軍大臣 大島健一

外務大臣法學博士子爵本野一郎

司法大臣 松室致

文部大臣 岡田良平

遞信大臣 男爵田健治郎

農商務大臣 仲小路廉

大藏大臣 勝田主計

勅令第百七十一號

戰時船舶管理令

第一條 日本船舶ハ遞信大臣ノ許可アリタル場合ヲ除クノ外之ヲ日本船舶ヲ所有シ得サル者ニ讓渡シ、貸渡シ、擔保ニ供シ又ハ引渡スコトヲ得ス製造中ノ船舶ニ付亦同シ

第二條 遞信大臣ノ許可アリタル場合ヲ除クノ外日本船舶ヲ所有シ得サル者ノ注文ニ依リ船舶ヲ製造スルコトヲ得ス

第三條 日本船舶ハ政府ノ命令又ハ遞信大臣ノ許可アリタル場合ヲ除クノ外外國諸港間ノ航行ニノミ從事スルコトヲ得ス

第四條 遞信大臣ハ日本船舶ニ對シ外國ノ一港ヨリ外國ノ他ノ港ニ至ル旅客又ハ貨物ノ運送ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第五條 遞信大臣ハ日本船舶ニ對シ航路ヲ指定シテ航海ヲ命シ又ハ特定ノ旅客若ハ貨物ノ運送ヲ命スルコトヲ得

第六條 遞信大臣ハ日本船舶ニ對シ運送賃ヲ制限スルコトヲ得

第七條 遞信大臣ハ相當ノ補償金額ヲ定メ日本船舶、造船所又ハ造船ニ要スル材料器具機械ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得製造中ノ船舶ニ付亦同シ

前項ノ場合ニ於テ遞信大臣ハ船舶又ハ造船所ト共ニ其ノ船員又ハ操業者ヲ供用セシムルコトヲ得

遠洋航路補助法第十一條第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ補償金額ニ對シ不服アル者ニ付之ヲ準用ス

第八條 遞信大臣ハ遠洋航路補助法ニ依ル補助航海ニ使用スル船舶ノ資格ニ付別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第九條 遞信大臣ハ日本船舶ニ對シ船員ノ保護又ハ船舶ノ設備ニ關シ必要ト認ムル事項ヲ命スルコトヲ得

第十條 第一條乃至第三條ノ規定ニ違反シタル者第五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者又ハ第七條ノ規定ニ依ル收用、使用若ハ供用ヲ拒ミタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第十一條 第四條ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シタル者又ハ第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第六條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ運送賃ヲ收領シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ運送賃ノ制限ヲ超エタル部分ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第十三條 本令ニ依ル遞信大臣ノ職務ハ朝鮮、臺灣又ハ關東州ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣總督又ハ關東都督遞信大臣ノ監督ヲ承ケ之ヲ行フ

附則

本令ハ大正六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ日本船舶ヲ所有シ得サル者ニ貸渡シ若ハ擔保ニ供スル日本船舶又ハ外國諸港間ノ航行ニノミ從事スル日本船舶ニ付テハ本令施行後遲滯ナク遞信大臣ノ許可ヲ申請スヘシ日本船舶ヲ所有シ得サル者ニ擔保ニ供スル製造中ノ船舶又ハ其ノ注文ニ依リ製造スル船舶ニ付亦同シ本令ハ講和條約調印ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

〔國務大臣男爵田健治郎君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵田健治郎君) 戰時船舶管理令の承諾を求めますに付て、其理由の大體を御說明申上げやうと存じます、歐洲戰爭勃發以來世界に於ける海運の狀態は異常の動搖を受けまして、何れの國も船舶の不足を告ぐるに至りました、帝國に於きましても、外にしては聯合與國の需求の頗る急なるものもあります、内にしましては交通貿易上船腹の不足を感ずるもの切なるものがございます、從ひまして運賃傭船料等の暴騰を來しまして、一面には海外貿易の澁滯を招き、一面には物價の騰貴を促しまして、一般公衆の生活に大なる困難を感ずる如き有樣を呈するに至つたのでございます、依つて政府は是等内外の需求に應ずる爲に船舶を統一するの必要已むを得ぬことを認めまして、茲に緊急勅令を以て戰時船舶管理令を制定いたしまして、昨年十月一日より之を實施いたした次第でございます、本令運用の結果と致しましては、外聯合與國に對しまして運用の便を與へ、又内にありましては運賃傭船料等も漸次低落いたしまして、船腹調節の實を擧げつゝあるのであります、政府は將來に於きましても深く此運用に注意を拂ひまして、益々十分の効果を擧げたいものと云ふことを深く期待いたして居るのでございます何卒御審査の上承諾を與へられむことを切に希望いたします。

○服部一三君 昨年臨時議會を開かれました際に、本員は遞信大臣に伺つて船舶の管理方法を御設けになる必要はないかと云ふ質問を致しました際に、遞信大臣は船舶業も一つの營業である、それが爲に他の者か迷惑をしやうが、それに向つて色々干渉する譯には往かないと云ふことを縷々御答になりましたが、然るに數月ならずして此管理令を御設けになりましたが、其實際の時の有樣を考へて見ますると、本員が質問を致しました當時には船價傭船料も高いとは申しながら、まだ各聯合國の船舶の價や、又傭船料などと、たんと違ひない位の價である、然るに此規定を御設けになりました時分には、既に其價か餘ほど騰貴して、五六百圓のものが殆ど千圓近くにもなつた時である、十分釣合が取れる、而して其時に於て此管理令を御設けになつたが爲に實業家の迷惑は隨分ひどかつたと思つて居る、それで何故に豫め本員が質問をしました時分に御取調になつて此規定を御設けにならないで、高くなるまで御待になつたのか、それが一つ聽きたい、もう一つは此規定の如きは、其影響が非常に大なるものである、然らば斯の如きものは祕密にして突然御出しになると云ふやうなことは甚だ迷惑する者が多からうかと思ひますがなぜに斯う云ふものは前以て當業者の意嚮を十分御諮りになり、さうして御規定にならないか、此頃衆議院などでの議事の中にも此事が前以て漏れたとか或は漏れなかつたとか、漏れてもどうして漏れたか

分らなかつたと云ふやうな、色々な應答があつたやうに見えます、本員が聽かむと欲する所は漏れたとか、漏れぬとか云ふやうなことを御心配になるならば、なぜ公然前以てさう云ふことを御定めにならなかつたか、前に此物の價が高くなるから困りはしないかと云ふて本員が聞いた頃には、殆ど觸て上げるやうに、こんなものはなんぼ高くなつても宜いと云ふやうなことを仰しやる、で今度是を御制定になる時分には突然御出しになると云ふことは隨分酷なる仕方のやうに思はれる、是はどう云ふ譯であらうか唯今英國などでも此船の管理のことに付き非常に喧しくなつて居りまするが、其事情を調べて見ますると、矢張り最初最も必要なる所のものを傭上げる、さうして他の船に向つては運賃などの規定を戰前と大體同じやうにするとか云ふやうなことの規定を設ける際にも、皆大きい船舶業者と協議をした上に定めて居る、又其後總ての船舶を政府で傭上げた際にも、總ての船舶業者と協議をして、共に國家の爲盡さうではないかと云ふことに努められる、所がこちらのやり方は國家の爲に是は必要である、けれども是は知らしたら皆が何を云ふか知れぬから、こちらで決めて置いて、あとでまあ苦情があることは聞かうと云ふやうな風に見えてどもならぬ、是はなぜ前以て御協議にならなかつたかと云ふことの理由と、其前に御尋ねしました、なぜ極く／＼高うなるまで御吊上げになつたかと云ふ、其二つの點を御答を願ひます。

「國務大臣男爵田健治郎君演壇に登る」

○國務大臣(男爵田健治郎君) 服部君の御質問に御答いたします、第一の御質問たる昨年の特別議會に於きまして服部君からの御質問に對し私が御答をした時に、斯う云ふやうなものを拵へぬと云つて置いて、而して間もなく斯う云ふものを拵へたのは甚だ手遲れでないかと云ふ意味の御質問と存じます、此件に付きましては、さう突嗟な問題では決してないのでございます、御承知の如く、昨年前内閣に於て經濟調査會を設けました、其交通部の第一の研究問題は即ち船腹調節と云ふ問題か起つたのでございます、問題になつたのでございます、此船腹調節と云ふ問題の中には、或は船を外國へ賣るとか、貸すとか、或は航路を定めるとか、若は運賃を定めるとか或は造船に付きましても材料其他種々の、凡そ海運界に關する問題の總てを網羅して、官民合同の委員が餘程綿密なる調査をせられたんであります、其時にも貿易業者とか、或は生産業者とか云ふやうな側からは、矢張り此管理令に定まりて居るやうな、船の外國へ賣貸することを止めて貰ひたいとか、運賃の制限を多少付けて貰ひたいと云ふやうな希望、意見が澤山出たのでございます、けれども何しろ此事は非常なる重大なことで、一方此さうと云ふ求めの出るのは丁度一昨年の四月頃に非常に船賃が暴騰しまして、一噸の傭船料が約二十圓と云ふ聲を出した時でございます、是は平日の値段から見れば殆ど十倍の値段であります、さう云ふ値段が出た時に於てさう云ふ求めが起つたんでありまするが、此委員會では頻りに調査をした結果、是は國家の非常權に屬するものである、人民の所有權の上に向つて重大なる檢束を加へるのでございますから、斯かることは國家の生存に關する必要上、若は人民の生活に關する必要上と云ふやうなる緊急已むを得ざる場合に於ては仕方はないが、今日の度合に於てはまだそこまでは行つて居る譯でないから、未だざう云ふ非常法を設ける必要はないであらう、ないであらうぢやない、其時機に達せざるものと認めると云ふことが一昨年の經濟調査會の所謂輿論と申しても宜い、全會一致で以て確定せられたんでございます、で我々は其後を承けまして、矢張り是は經濟調査會に諮問された答案と云ふものは尊重すべきものと認めましてそれの意志を守つて居つたんでありまするが、昨年の四五月頃から又丁度一昨年の四五月頃の形勢を現はして參つたんであります、即ち二十圓多少越えると云ふやうなる傭船料の相場が再び現はれて參りました、けれどもまだ臨時議會の時に於きましては、今も服部さんの御話になりまする通りに、左程甚しきに至つて居りませぬから、斯う云ふ場合に於て、斯かる人民の所有權を犧牲にするが如き重大なる檢束を加へるやうな非常法を未だ設ける場合でないと信じましたが故に、昨年に於てはさう云ふことをする見込はないと云ふ御答をした次第であつたんであります、然るに八月、九月頃に至つて非常なる又暴騰を來して、まだ其頃よりも一層又倍すると云ふやうな、即ち四十圓以上に傭船料がなると云ふやうなことに相成つて參つて、是が爲には所謂國の生存、人民の生活にも影響を及ぼす、即ち憲法第八條の上にあります所の……それに災害を避けると云ふことがございますが、殆んど災害と云ふべき有樣を呈して參つたんでありまするから、茲に於ては最早此非常權に屬するやうな特別法も亦已むを得ざるものであると認めて、茲に於て此緊急勅令を發することの處置を執つたと云ふ次第でございまするから、此點はどうか御諒承を願ひたいのでございます、即ち服部君の昨年の當議會に於て御尋になつた時には、まだ其狀態に達して居らなかつたんであるが、其後八九月頃に至つて非常なる情勢を呈して、更に其頃よりも又倍するやうなる一體の運賃なり船腹の不足と云ふやうなことを感ずるに至つたから、政府は已むを得ずして、斯かる人民の所有權を束縛するやうな非常法を行はざるを得ぬことに至つたと云ふことは全く已むを得ざることである、斯う御承知願ひたうございます、それから第二の御尋ねの、なぜ前以て關係者の意見を問はないかと云ふ御尋ね、衆議院では是が漏れたと云ふて喧しく云ふやうな說も出たけれども、漏れるどころの事ではない、こちらから豫め公にして、さう云ふ人に相談したら宜いぢやないかと云ふことの御尋ね、是は一種の御意見としては或はさう云ふ又やり方もあるかも知れませぬが、政府はさう云ふ處置を執るべきものでないと考へました、即ち是は緊急勅令として最高諮詢府の樞密院にも御諮詢になつて、さうして發布せらるる次第のものであります、他の普通の民法とか、或は商事に關する商法とかと云ふやうなる法典と云ふやうなる種類のものでありますれば、是は成るべく豫め世間に廣く知らしめて、世間の攻究を俟つと云ふことを求むるのが當然であらう、即ち服部君の御求めの如き處置を執るのは當然であらうと我々は信ずるものでありますが、此船舶管理令と云ふものは、さう云ふ普通の法典と申すやうな種類のものでなくして、寧ろ其人に直接の利害を與へる所の、利害關係の最も切實なるもので、而も是は非常法であるのでありまする、さう云ふものを利害關係者に豫め相談をして決めると云ふやうなる處置を執るべき筋のものでなからうかと、我々は深く信じて居りまするから、それ故に成るべく祕密を保ちたいと云ふ事を努めたのでありまするが、或新聞に出たと云ふ事で、衆議院で非常にやかましく咎を受けました、誠に漏れたと云ふ事は如何にして漏れたか分りませぬ、それは私共切に遺憾に感じて居るのであつて、決して豫め當業者と相談ずべきと云ふやうな趣意のものでないと思ひます、併ながら此實行に付ては我々は十分に當業者の又意思も承るる必要がありと感じましたが故に即ち船舶管理局に評議員と云ふものを設けましてそれにそれ／＼當業者などの重立つたる者を任命しまして、其實行の方法なり、其樣なことに付てはそれそれ意見を徵して、成るべく圓滑に人民に、迷惑を及ぼす限度を少なくして、之を適當に施行する主義を執りたいものであると云ふことで、其實施の上に付きまして、深くそれ等の當業者の意見を徵して進行しつゝあるのでございましたのであります、でありますから、先以て相談をすると云ふことは、一種の御意見として承はりますが、我々はさう云ふ方法を執るよりも、寧ろ矢張り祕密な方法を實施前に於ては執るが適當なりと信じた次第でございますから、左樣御承知を願ひます。

○服部一三君 本員は全く遞信大臣の御意見とは違つた意見を持つて居りまするが、議論になりますから今日は述べませぬ。

○議長(公爵德川家達君) 特別委員の氏名を書記官をして朗讀致させます。

〔岡書記官朗讀〕

戰時船舶管理令(承諾を求むる件)特別委員

伯爵寺島誠一郎君　子爵片桐貞央君
柴田家門君　河村讓三郎君
小松謙次郎君　男爵坂本俊篤君
男爵郷誠之助君　高橋作衞君
瀧川辨三君

○議長(公爵德川家達君) 御異議がなければ日程の第六、第七兩案とも束ねて問題と致し、委員も同一委員に付託いたします。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 日程第六、家祿賞典祿處分に關する法律案、第七、沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案、衆議院提出第一讀會。

家祿賞典祿處分に關する法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年二月十六日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案

第一條　明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法第一條及第二條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ但シ大正七年十二月三十一日迄ニ願出テサルトキハ本法ノ給與ヲ受クルコトヲ得ス

第二條　前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ指令ヲ受取リタル日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三條　明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法ニ依リ願出ヲ爲シタル者ニシテ明治四十二年法律第二十一號第二條ノ期限内ニ出訴セサル者ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年二月十六日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル家祿賞典祿處分ニ關スル法律案

第一條　明治三年九月十日太政官布告藩制施行ヨリ同九年八月太政官第百八號布告實施迄ノ間ニ於テ國事ニ關スル犯罪ノ爲家祿賞典祿ヲ沒收セラレタル者及其ノ家名承繼人ニシテ明治二十七年法律第二十號施行ノ際其ノ沒收セラレタル當時ノ祿高ニ對スル全部ノ給與ヲ受ケサル者若ハ相當額ノ給與ニ不足アル者ハ明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法ヲ準用シ同法ニ依リ發行スル公債證書ヲ以テ之ヲ給與ス

第二條　前條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ

第三條　前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ指令ヲ受取リタル日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スル事ヲ得

第四條　明治二十七年法律第二十號ニ依リ給與處分ヲ受ケタル者ニシテ明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法第四條ノ願出ヲ爲シ其ノ處分ニ對シ明治四十二年法律第二十一號ニ依リ行政裁判所ニ出訴シ其ノ訴訟繫續中ノモノハ本法第三條ニ依リ出訴シタルモノト看做ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○山脇玄君　此案は衆議院提出でありまして、政府委員に質問するは少し見當違のやうに思ひますが、併し衆議院の特別委員會に出席されたでありませうから、恐らく農商務省の參事當局者であつたであらうと考へますが、どなたでも宜しうございます、ちよつと伺ひたい此家祿賞典祿處分と云ふものは、一且法律で以て裁判處分に服して決つたのであります、それを今回更に衆議院の方から裁判處分に付きまして、前の裁判處分に多數の漏れたものがあると云ふことから起つて來たのであらうと存じますが、政府の御調では、凡そどれ程の點が前の裁判處分に漏れて居ると云ふことが分りますか、今一つは幾分か前の處分に漏れた者がありとすれば、既に法律を以てさうした以上は、尙更裁判處分に服するが相當であらうと本員等は考へたのでありますが、政府は其衆議院の案に對し如何の御意見を御持ちになつて居りますか、此二點を伺ひたい。

〔政府委員神野勝之助君演壇に登る〕

○政府委員(神野勝之助君)　御答を申上げます、出訴に漏れた數は、どの位の見込であるかと云ふ御問でございまするが、三十年法律第五十號に依りまして出願を致しましたる總件數は、十一萬六千七百六十三件ございました、四十二年の法律第二十一號に依りまして行政訴訟を提起いたしたる件數が、五百六十五件ございますのであります、さう致しますると、多數は出訴いたしませぬものに屬するのでございます、是は多分此證據の關係に於て、訴訟を起しても勝訴するの十分な證據が無いと云ふやうな人が多數あつて、訴訟を起さなかつたものではないかと考へて居りまする、衆議院の提出になりましたる法案には樺太、滿韓地方に旅行をして居つた人は、其機會を失したと云ふやうな理由になつて居るのでありますが、此出訴いたしましたる中には、滿韓地方の人が代理人を以て出訴して居る分もありますそれ等から考へまするに、旅行をして居つたから其機會を失したと云ふやうな事は、餘り理由にならぬじやないかと考へて居りますのであります、それから果してさう云ふ出訴を致さなかつた者が多數あるならば、更に出訴期間を設けてはどうかと云ふ御問ひでございましたが、是は皆樣御承知の通り、四十二年法律第二十一號が初め法案となりまして、衆議院から此方へ廻りましたときに、貴族院に於きましては元と原案には出訴期間を二箇年となつて居つたかと記憶いたします、貴族院に於きましては、さう長き期間を與ふる必要はないと云ふので、貴族院に於きまして、六箇月と云ふことに修正になりました、それが衆議院に於きましても同意になりまして、法律となつて、法律には六箇月となりましたのであります、それでありまするから、先づ六箇月もあれば斯う云ふこと〻云ふものは、利害關係者が鋭敏に感じますのでありまするから六箇月もあれば貴族院の御意見の通り十分であると政府でも考へて居るのであります、それでさう云ふ次第でございまするから、今日更に殊更に再び此出訴期限を設ける必要もないではないか、其一端として請願が隨分多數出て參ります、其請願に添附してある證據を見ますと云ふと初め出訴いたしました時の證據並に其大藏省の指令に不服として行政訴訟を提起いたしました時の其提出いたしたる證據と、行政訴訟に敗訴いたしまして尙ほ其出願をして來る、其行政裁判所でも採用しなかつた證據を更に提出いたしまして、更に法律を設けて貰ひたいと云ふやうな請願が多いでございます幾度さう云ふことがありましても皆同じやうな證據を提出いたして來ますので、それ等から見ますと、最早更に訴訟期間を設けて之をもう一遍調べ直すと云ふ必要はないではないかと考へて居ります。

○山脇玄君　ちよつと政府委員にもう一應御伺ひしたいのであります。

○議長(公爵德川家達君)　宜しうございます。

○山脇玄君　政府委員の御見込みでは既に處分を受けた者が……敗訴の處分を受けた者が更に同じやうな證據のものを以て出願する者が多いと云ふことであつて、空しく出訴期限を經過した、例へば出願手續等に煩瑣のことがありまして、已むを得ず出訴期限を過した者があらうかと存じますのでありますがさう云ふものは殆ど絶無であると云ふ御考へでありますか、其事を今一應伺ひたい、それと序ながら一つ伺つて置きたい事は是と承りました……政府委員にこちらへどうぞ御出で下さると能く分ります、尚は一應伺ひたいのは唯今の御說明に依りますと、既に裁判處分を受けた者が同じ證據物を以て更に出願をすると云ふ者が多數にあるやうであると仰しやる所を以て見ると、此法律が實施になつても新に出願出訴する者と云ふものは殆どないと云ふ御見込のやうでありまが、本員等の承はつて居る所に依ると隨分出願の手續等に面倒があつて、其當時已むを得ず出訴期限を經過した者があると云ふ事を仄かに聞いて居ります、其實際の當局の御見込はどうでありますかと云ふ事を一應確めたい、總數は分りますまいが更に新に前に裁判期限、出訴期限を經過した者が此法律に依つて出訴する者も幾分かあると云ふ御見込であるや否やと云ふことを伺ひたい、それから序にちよつと伺つて置きたいのは社寺上地處分も近年まで毎回衆議院から法律案が提出になつて、本院の方ではいつでも特別委員審査中に會期が……

○議長(公爵德川家達君)　問題外の御質問は御止めを願ひたい。

○山脇玄君　ちよつと……それか出て參りますが、其事に付ては政府の方では行政處分で解決を爲されたのでありますか、序ながら伺ひたい。

〔政府委員神野勝之助君演壇に登る〕

○政府委員(神野勝之助君)　御答を申げますが、訴訟手續が面倒であるが爲に訴訟を提起しなかつた者はどれ位の見込であらうかと云ふ御問ひでございますが、是はちよつと政府と致しまして、どの位さう云ふ者があつたと云ふことは申上げ兼ねます、先刻申上げましたのは多數の請願が今日出て參りますが其請願に附けて參ります證據と云ふものが、大藏省でも初め之を却下し、行政裁判所でも之を證據不十分なりとして敗訴判決があつた其同じ證據を持つて來る者が今日多數であると云ふ所から見まするると云ふと、假令行政訴訟提起期間を今設けましても、矢張り同じやうな證據を以て行政訴訟を又起すと云ふやうなことになりはしないか、さう致しますると官民共に徒らに手數を掛けると云ふだけで、矢張り前と同じ結果を生ずることになりはしないかと云ふ趣意を先刻申上げたのであります、社寺のことに付きましては私の所管以外になりまするから、是は其所管の向から御答を致します。

○山脇玄君　まだ要領を得ませぬ、もう一應……私の質問する趣意ですな、證據の良い惡いを御尋ねするのでない、此法律が出來ますと、前に行政處分を受けた、裁判處分を受けた者以外に出訴する者が幾分かあると云ふ御見込であるか、御尋ねする、證據の如何は……前に出訴した人以外に出訴して來る者がまだ大分澤山あると云ふ御見込であるや否やを御尋ねするのであります。

「政府委員神野勝之助君演壇に登る」

○政府委員（神野勝之助君）　出願を致しました十一萬件の中には隨分一見して採るに足らぬやうな證據を以て出願して居るのもございます、さう云ふやうな譯でございますから、出願をして別に損はない、出願が出來るものならば先づ出願して置かうと云ふやうな向も隨分あるに違ひないのであります、行政訴訟に付きましても亦同樣でございまして、まあ一つ提起して見やうと云ふやうな人が中には隨分あるだらうと考へます、さうしますれば更に訴訟提起期間が法律に依つて設けられましたならば、ま一應やつて見やうと云ふやうな人はそれはあるだらうと考へるのであります。

○山脇玄君　分らぬのでございます、證據を以て……

○政府委員（神野勝之助君）　何れ自分は證據と考へて良い證據だと思つて提出して來る人もございませう、さう云ふ人は相當にあるだらうと考へますが、先刻申上げましたのは從來の形跡に依つて推測して見ますると云ふと、新證據、新なる確實なる證據を提起して、更に其正否を判決に仰ぐと云ふやうな向は實に少ないじやないかと云ふ趣意を申上げたのでございます。

○議長（公爵徳川家達君）　本案の特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

「同書記官朗讀」

家祿賞典祿處分に關する法律案外一件特別委員

伯爵柳原義光君　子爵牧野忠篤君
子爵井上匡四郎君　男爵山内長人君
男爵本田親濟君　古賀廉造君
大久保弘道君　江木翼君
依田仙右衞門君

○議長（公爵徳川家達君）　本日指名を致しました特別委員、並に先日指名を致しました特別委員に於て未だ正副委員長の選擧の濟まないのが澤山ございます、成るべく速に選擧を行はれまして、議長に御申出を請ひます、次の議事日程は決定次第御通知に及びます、本日は是で散會。

午前十一時一分散會

○大正七年二月二十五日（月曜日）

午前十時六分開議

議事日程　第八號

第一　深野一三君、男爵眞鍋斌君、豐川良平君松尾廣吉君請暇の件
第二　朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案（政府提出）第一讀會
第三　共通法案（政府提出）第一讀會の續（委員長報告）
第四　貨幣法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）第一讀會の續（委員長報告）
第五　登錄稅法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）第一讀會の續（委員長報告）
第六　未成年者飮酒取締に關する法律案（衆議院提出）第一讀會
第七　農會令中改正の請願　會議
第八　「ルベシユベ」より湧別線に達する鐵道敷設の請願　會議
第九　紀勢鐵道速成の請願　會議
第十　天鹽線鐵道速成の請願　會議

○議長（公爵徳川家達君）　是より諸般の報告を致させます。

「成瀬書記官朗讀」

從三位勳一等　押川則吉君
去る十八日薨去せらる依て二十日弔辭を贈れり

去る十九日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

貨幣法中改正法律案特別委員會
委員長　伯爵吉井幸藏君
副委員長　子爵八條隆正君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり
貨幣法中改正法律案可決報告書
共通法案修正報告書

去る二十日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

臨時國庫證券法中改正法律案特別委員會
委員長　伯爵松平頼壽君
副委員長　子爵三島彌太郎君

登錄稅法中改正法律案特別委員會
委員長　伯爵松平直之君
副委員長　子爵西大路吉光君

遠洋漁業奬勵法中改正法律案特別委員會
委員長　伯爵松浦厚君
副委員長　男爵肝付兼行君

軍用自動車補助法案特別委員會
委員長　伯爵川村鐵太郎君
副委員長　子爵樋口誠康君

朝鮮事業公債法中改正法律案外一件特別委員會
委員長　伯爵正親町實正君
副委員長　男爵眞田幸世君

大正五年法律第四號中改正法律案特別委員會
委員長　伯爵松平頼壽君
副委員長　子爵三島彌太郎君

同日委員長より左の報告書を提出せり
登錄稅法中改正法律案可決報告書
請願委員會特別報告第二號

去る二十一日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

鐵道敷設法中改正法律案外一件特別委員會
委員長　侯爵細川護立君
副委員長　男爵小澤武雄君

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案外一件特別委員會
委員長　侯爵徳川圀順君
副委員長　子爵豐岡圭資君

同日衆議院より左の法律案を提出せり
未成年者飮酒取締に關する法律案

同日請願委員長より左の報告書を提出せり
請願文書表第五回報告書

去る二十二日政府より左の法律案を提出せり
朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案

一昨二十三日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

家祿賞典祿處分に關する法律案外一件特別委員會
委員長　伯爵柳原義光君
副委員長　子爵牧野忠篤君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり
東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案可決報告書

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり
裁判所の設立に關する法律案
大正二年法律第九號中改正法律案

同日衆議院より左の法律案を提出せり
醫師法中改正法律案

○議長（公爵徳川家達君）　是より本日の會議を開きます、議事日程第一、深野一三君、男爵眞鍋斌君、豐川良平君、松尾廣吉君請暇の件、深野君病氣に付き二十一日間、眞鍋男爵病氣に付き二十四日間、豐川君病氣に付き十三日間、松尾君病氣に付き十一日間の請暇であります、何れも許可を致して御異存ございませぬか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（公爵徳川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵徳川家達君）　日程第二、朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案、政府提出、第一讀會、本日も御異議がなければ通牒文の朗讀は省略いたしたいと存じます。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

「左の送付文及議案は朗讀を經ざるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ」

朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正七年二月二十二日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

朝鮮人官吏ノ恩給、退隱料及遺族扶助料等ニ關スル法律案

第一條　朝鮮人ノ舊韓國政府、統監府又ハ其ノ所屬官署ニ在官又ハ在職シタル月數及明治四十三年勅令第三百十九號第五項ノ規定ニ依リ官吏ノ待遇ヲ受ケタル在職月數ハ本法ノ定ムル所ニ依リ官吏恩給法、官吏遺族扶助法、明治四十五年法律第十一號ノ在官年數又ハ巡査看守退隱料及遺族扶助料法ノ勤續年數ニ通算ス

第二條　左ニ揭クル月數ハ之ヲ官吏恩給法及官吏遺族扶助法ノ在官年數ニ通算ス但シ年齡二十歲ニ滿タサル者ノ在官在職月數ハ此ノ限ニ在ラス

一　舊韓國政府、統監府又ハ其ノ所屬官署ノ文

官判任以上ノ者ノ明治三十九年二月一日以後ノ在官月數

二 明治四十三年勅令第三百十九號第五項ノ規定ニ依リ官吏ノ待遇ヲ受ケタル者ノ其ノ待遇ヲ受ケタル在職月數

第三條 左ニ掲クル月數ハ之ヲ明治四十五年法律第十一號ノ學校職員ノ在官年數ニ通算ス但シ退職給與金ニ關シテハ明治四十四年十一月一日前ヨリ勤續シタル者ノ勤續月數ニ限リ之ヲ通算ス

一 舊韓國政府ノ文官判任以上ノ教官又ハ教育事務ニ從事スル者ノ明治三十九年二月一日以後ノ在官月數

二 明治四十三年勅令第三百十九號第五項ノ規定ニ依リ官吏ノ待遇ヲ受ケタル者ニシテ教育又ハ教育事務ニ從事シタルモノノ其ノ待遇ヲ受ケタル在職月數

第四條 左ニ掲クル月數ハ之ヲ巡査看守退隱料及遺族扶助料法ノ巡査ノ勤續年數ニ通算ス但シ一時金ニ關シテハ明治四十三年八月二十九日前ヨリ勤續シタル者ノ勤續月數ニ限リ之ヲ通算ス

一 舊韓國政府ノ權任又ハ巡檢ノ明治三十九年二月一日以後ノ在職月數

二 舊韓國政府又ハ統監府ノ巡査ノ在職月數

第五條 舊韓國政府又ハ統監府ノ看守ノ在職月數ハ之ヲ巡査看守退隱料及遺族扶助料法ノ看守ノ勤續年數ニ通算ス但シ一時金ニ關シテハ前條但書ノ規定ヲ準用ス

第六條 前四條ノ規定ニ依リ在官在職月數ヲ通算スヘキ官職ニ在リタル者其ノ通算スヘキ在官又ハ在職中懲戒處分ニ依リ免官免職セラレ又ハ刑事裁判ニ依リ失官失職シタルトキハ其ノ免官免職又ハ失官失職前ノ在官在職月數ニ付本法ヲ適用セス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ本法施行後退官又ハ退職シタル者及在官又ハ在職中死亡シタル者ノ遺族ニ限リ之ヲ適用ス

〔政府委員白仁武君演壇に登る〕

○政府委員(白仁武君) 本案は舊韓國政府の官吏以下及統監府時代の官吏等にして爾後引續き奉職を致して居りまする者が、追々年數が經ちまするに從つて、退官、退職いたす者があります、そこで恩給及遺族扶助料等の計算を致しまするに當つて、併合前……日韓併合前の奉職年數を今日の規則に依りますれば通算することは出來ませぬのであります、で是は統監府設置以來、併合に至ります間の年月數と云ふものは、假令韓國政府の役人として、奉職いたし統監府の役人として奉職いたして居りましても、其實は唯今の總督府になりまして以來の勤務と其情同樣であります、又新附の臣民を愛撫する上に於きましては、其年數を計算してやらないと云ふことは聊か國家が官吏を優遇する上に於て缺くる所あるの感が致しまするに依つて、統監府設置事務開始後より日韓合併に至りまする間の四年ばかりの年數を、恩給或は遺族扶助料等を下賜いたしまするに當つて在官の年月數に加算いたしたいと云ふ次第でございます、法文は僅か六條になつて居ります、極く簡單なものでありますから、御詮議の上御賛助あらむことを……

○議長(公爵德川家達君) 別に御質問はないと認めますから、特別委員の氏名を書記官をして朗讀を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

伯爵淸閑寺 經房君　子爵今 城 定政君
男爵宇佐川 一正君　石 塚 英藏君
荒井 賢太郎君　男爵竹 腰 正已君
男爵藤大路 親春君　男爵北大路 實信君
平山 浪三郎君

○議長(公爵德川家達君) 日程第三、共通法案、政府提出、第一讀會の續、委員長報告。

〔左の報告書は朗讀を經ざるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

共通法案

右別册の通修正せり依て及報告候也

大正七年二月十九日

右特別委員長 公爵 德 川 慶 久

貴族院議長公爵德川家達殿

(行間空なきものは委員の修正、——は削除の符號なり)

共通法

第一條 本法ニ於テ地域ト稱スルハ內地、朝鮮、臺灣又ハ關東州ヲ謂フ

前項ノ內地ニハ樺太ヲ包含ス

第二條 民事ニ關シ一ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テハ各地域ニ於テ其ノ他ノ法令ヲ適用互ニ法令ヲ同クスルモノト看做ス二以上ノ地域ニ於テ同一ノ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テ其ノ相互ノ間ニ付亦同シ

民事ニ關シテハ前項ノ場合ヲ除クノ外地域ニ依リ法令ヲ異ニスルトキハ法例ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ各當事者ノ屬スル地域ノ法令ヲ以テ其ノ本國法トス

第三條 一ノ地域ノ法令ニ依リ其ノ地域ノ家ニ入ル者ハ他ノ地域ノ家ヲ去ル

一ノ地域ノ法令ニ依リ家ヲ去ルコトヲ得サル者ハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス

陸海軍ノ兵籍ニ在ラサル者及兵役ニ服スル義務ナキニ至リタル者ニ非サレハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス但シ徵兵終決處分ヲ經テ第二國民兵役ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 一ノ地域ニ於テ成立シタル法人ハ他ノ地域ニ於テ其ノ成立ヲ認ム

前項ノ法人ハ他ノ地域ノ法令ニ依リニ於テ其ノ地ノ同種又ハ類似ノ法人ノ爲スコトヲ得サル事項ハ其ノ地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得スト同一ノ私權ヲ享有ス

第五條 一ノ地域ノ法人ハ其ノ事務所若ハ營業所ヲ他ノ地域ニ移轉シ又ハ從タル事務所若ハ營業所ヲ他ノ地域ニ於テ設立スルコトヲ得但シ主タル事務所又ハ營業所ノ移轉ハ移轉地ニ於テ設立スルコトヲ得ヘキ法人ト同種ノ法人ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ移轉又ハ設立ニ必要ナル條件ハ各地域ノ法令ノ定ムル所ニ依ル

第六條 一ノ地域ノ法人カ其ノ事務所若ハ營業所ヲ他ノ地域ニ移轉シ又ハ從タル事務所若ハ營業所ヲ他ノ地域ニ於テ設立シタルトキハ四週間內ニ各其ノ地ノ法令ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ハ法人ニ關シ一ノ地域ニ於テ生シタル事項ニ付他ノ地域ニ於テ登記ヲ爲スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第七條 一ノ地域ノ會社ハ他ノ地域ノ會社ト合併ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス

前項ノ合併ニ必要ナル條件ハ各地域ノ法令ノ定ムル所ニ依ル

第八條 一ノ地域ノ法人ノ役員ノ行爲ニ付定メタル過料ノ規定ハ其ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ同種又ハ類似ノ法人ノ役員ノ爲シタル行爲ニ之ヲ適用ス

前項ノ役員トハ發起人、理事、監事及之ニ準スヘキ者並淸算人ヲ謂フ

第九條 民事訴訟及非訟事件ニ付一ノ地域內ニ住所ヲ有セサル者ノ裁判管轄又ハ他ノ地域ノ法人ノ裁判管轄ニ關シテハ民事訴訟法、人事訴訟手續法及非訟事件手續法中日本ニ住所ヲ有セサル者又ハ外國法人ノ裁判管轄ニ關スル規定ヲ準用ス

前項ノ規定ノ適用ニ付裁判管轄ノ指定ニ關スル司法大臣ノ職務ハ朝鮮、臺灣又ハ關東州ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣總督又ハ關東都督之ヲ行フ

第十條 一ノ地域ニ主タル營業所又ハ住所ヲ有スル者ニ對シテハ其ノ地域ニ於テノミ破產ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

一ノ地域ニ於テ破產ノ宣告ヲ爲シタルトキハ他ノ地域ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス

一ノ地域ニ於テ爲シタル破產ノ宣告ノ效力ハ他ノ地域ニ及フ

第十一條 一ノ地域ニ於テ民事訴訟、非訟事件又ハ破產事件ニ關シテ爲シタル訴訟行爲、裁判、處分其ノ他ノ手續上ノ行爲ハ他ノ地域ニ於ケル法令ノ適用ニ關シテハ其ノ地ノ法令ニ依リ爲シタルモノト同一ノ效力ヲ有ス但シ其ノ地ノ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ民事爭訟調停ニ付之ヲ準用ス民事爭訟調停ニ關スル規定ナキ地域ニ於テハ其ノ調停ハ民事訴訟法ニ依リテ爲シタル和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第十二條 一ノ地域ニ於テ作成シタル公正證書其ノ他法令ニ依リ官署公署ノ作成シタル文書ハ他ノ地域ニ於テ其ノ地ノ法令ニ依リ作成シタルモノト同一ノ公正ノ效力ヲ有ス

第十三條 一ノ地域ニ於テ罪ヲ犯シタル者ハ他ノ地域ニ於テ之ヲ處罰スルコトヲ得

第十四條 刑事ニ關シ一ノ地域ニ於テ他ノ地域

ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テハ各地域ニ於テ其ノ地ノ法令ヲ適用互ニ法令ヲ同クスルモノト看做ス二以上ノ地域ニ於テ同一ノ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テ其ノ相互ノ間ニ付亦同シ

一ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ犯罪ヲ處斷スル場合ハ前項ノ場合ヲ除クノ外ニ於テ地域ニ依リ法令ヲ異ニスルトキハ犯罪地ノ法令ニ依ル但シ笞刑ニ關スル規定ハ此ノ限ニ在ラス

犯罪地ノ法令ニ依リ處斷スル場合ニ於テ處斷地ノ法令ニ笞刑ニ關スル規定アルトキハ其ノ規定ニ依リ笞刑ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第十五條 一ノ地域ノ法人ノ役員又ハ支配人ノ行爲ニ付定メタル刑罰ノ規定ハ其ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ同種ノ法人ノ役員又ハ支配人ノ爲シタル行爲ニ之ヲ適用ス

前項ノ役員ニハ第八條第二項ニ揭クル者ノ外檢査役ヲ包含ス

第十六條 一箇ノ刑事事件又ハ牽連スル數箇ノ刑事事件カ地域ヲ異ニスル數箇ノ裁判官廳ノ管轄ニ屬スルトキハ刑事訴訟法第二十七條及第二十八條ノ規定ヲ準用ス

第十七條 一ノ地域ノ檢事、檢察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者他ノ地域ノ管轄裁判官廳ニ於テ事件ヲ審理スルコトヲ適當ト認ムルトキハ其ノ地域ノ檢事、檢察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ之ヲ送致スルコトヲ得

一ノ地域ノ豫審又ハ第一審ノ裁判官廳他ノ地域ノ管轄裁判官廳ニ於テ事件ヲ審理スルコトヲ適當ト認ムルトキハ檢事、檢察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ其ノ地域ノ管轄裁判官廳ニ之ヲ移送スルコトヲ得

第十八條 一ノ地域ニ於テ刑事ノ訴訟若ハ即決處分又ハ假出獄ニ關シテ爲シタル裁判、處分其ノ他ノ手續上ノ行爲ハ他ノ地域ニ於ケル法令ノ適用ニ關シテハ其ノ地ニ於テ爲シタルモノト同一ノ効力ヲ有ス

第十一條第一項但書ノ規定ハ私訴ニ之ヲ準用ス

第十九條 一ノ地域ニ於テ爲シタル刑ノ執行猶豫ノ言渡又ハ假出獄ノ處分ハ他ノ地域ニ於テ其ノ地ノ法令ニ依リ之ヲ取消スコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第三條ノ規定ニ付テハ別ニ其ノ施行期日ヲ定ムルコトヲ得

本法ハ本法施行前ニ生シタル事項ニ付亦之ヲ適用ス但シ第十一條第一項及第十八條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ人ノ資格ニ基ク既成ノ効果ヲ妨ケス

本法施行前ニ宣言シタル破産ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

〔公爵德川慶久君演壇に登る〕

○公爵德川慶久君　是れより共通法案の特別委員會の御報告を致します、第一に委員會の經過と結果を申上げます、此委員會は前後九回に亘つて會議を致しました、質問及大體に亘る討議を終りまして、逐條討議に入るに先だつて、一委員より動議がありました、即ち本案に付て多少修正を試みて見たい、付ては政府と十分懇談をし意見を交換する目的を以て小委員會を…五名より成る小委員會を作りましてさうして審議の進捗を圖りたいと云ふ御意見が出ました、そこで委員會に於きましては、此處置は審議進行上頗る當を得て居るものとしまして、茲に小委員會が成立いたしました、委員會の御希望に依りまして、委員長は五名の委員を指名いたしました、既に御承知のことであらうと考へますが、岡野敬次郎君、荒井賢太郎君、富井政章君、高橋作衞君、江木翼君の五名を指名いたしました、そこで此小委員會は三回に亘つて、十分政府と意見の交換をせられて其結果、御手許に差出してあると考へますが、修正案か成立ちました、之を本委員會は總て至當であると認めまして、斯樣に修正可決を致した次第でございます、次に此法案の內容に付て委員會で審査した模樣を少し御話し申上げて見たいと思ひます、先づ順序と致しまして、此法案の性質は既に御承知かと考へますが、簡單に制定になつた由來と、それから其要旨に付て申上げやうかと考へます、現行制度の下では內地と朝鮮、臺灣及關東州は各々違つた別箇の地域をなして居つて、互に法令が違つて居るにも拘らず、之を相互共通聯絡する所の規定がなかつた爲に、各地域、法律上の牴觸問題と云ふものを解決する途かなかつたのであります、そこで政府に於きましては明治四十五年以來、內閣の下に共通法規調査委員會なるものを設けまして、鋭意之が缺陷を補ふべく法案の研究を致されました、其成案が即ち今回提出になつた此共通法案であります、無論其要旨は各殖民地と內地間に於ける民事と刑事の牴觸問題を解決すると云ふことが主たる目的であります、そこで先づ第一に民事に關しましては臺灣民事令、朝鮮民事令並に關東州裁判事務取扱令を以ちまして內地の民法商法又は民事訴訟法に據ることを定めて居ります、是等の地域に行はれて居る法規は、概ね內地の法規と同一であるにも拘らず、其形式が違つて居る結果として、一の地域に於て發生した私法上の効果と云ふものが他の地域に及ばぬと云ふことになつて居ります、例へば之を例を以て申上げますれば、外國の商事會社は其成立を認めて居りますけれども…認めて從つて內國の會社と同じやうに私權の享有を致すことが出來ますけれども、朝鮮又は臺灣の法令に基いて出來た會社は內地の會社にもあらず、外國會社にもあらずと云ふやうな結果を來しまして、從つて事務所を設立するとか或は營業するとか云ふことを認めて居らない結果になるのであります、是は甚だ不條理でありますので、即ち此案に於きましては各殖民地に於て內地の法令に依ることを定めて居る場合に、其形式が違つて居つても同じ法律を施行したものと看做しまして、さうして何れの地域に於ても其地の法令を適用すると云ふやうなことに極められて居ります、それから唯法令が違つて居る場合にはどうするかと言へば、國際私法的規定である法例を準用すると云ふことに致して、法律の牴觸問題を解決して居ります、第三條以下十二條に於きまして民事に關してそれ〳〵連絡を取つて居ります、それから第二の刑事の問題でございますが、是れは矢張り民法の場合と同樣でございまして、臺灣刑事令、朝鮮刑事令、關東州裁判事務取扱令等を以つて內地の刑法、刑事訴訟法等に依つて居りますけれども、矢張り同樣に形式の違つて居る結果として、甲地域の犯罪を乙地域で處罰することが出來ないと云ふ結果になつて居ります、それでありますから例へば臺灣に於いて重大なる犯罪を行つた者が內地に來た場合は之れを處罰することが出來ぬと云ふ結果が生じて居つたのであります、是は甚だ不都合であるので、そこで各地域の司法機關は何れの地域に於ける犯罪も之を處罰することが出來ることに第一致しまして、而して其處罰する場合、何れの法令を適用するかと云ふことに關して一の地域に於て他の地域の法令に依つて居る場合には、各々其形式が違つて居つても其地域に於ける法律と同じものと見て、之を處斷する地域の法律に依ると極めて居ります、そこで其他の場合、即ち法令が同じである場合には犯罪地の法令に依つて處斷すると云ふことを極めて、十五條以下數條に於きまして法人の役員の處罰であるとか、刑事事件の管轄であるとか、執行猶豫であるとか、假處分の取消であるとか、色々規定いたして、此刑事に關する矛盾を共通連絡を保つて居ります、大體御承知でございませうが、案の性質としては斯樣なものでありますが、委員會に於て大體本案に付ての質問の中、或は申上げて置く方が御參考になるかも知れぬと云ふやうな點を一二申上げて置きたいと思ひます、第一は領事裁判管轄區域を何故に之を一地域として認めなかつたのであるかと云ふ點であります、是は政府の所見と致しましては此共通法は領事裁判管轄區域と全く別の種類のものである、元來帝國の領事が外國に於て領事裁判權を行ふ場合に帝國の法令を適用しますが、是は即ち謂はゆる法の屬人的効力を認めるのであつて、決して領事裁判區域に對して屬地的効力があるのでないと云ふ解釋の結果、領事裁判と云ふものは全く本案とは種類の異なつたるものであると云ふ解釋を採つて居られる、それで本案には入れられぬと云ふことでありました、それから尙ほ領事が裁判をする場合に內地の裁判所が之を共通法を適用すると同樣に、各地域に關する場合に矢張り此共通法の適用を受けるであらう、斯う云ふ風な御見解であつたやうであります、それから第二の點も申上げて置く方が宜からうと思ひますのは、何故に本案が民事と刑事に限つたのであるか、共通法規なるものを加へる必要はなかつたかどうかと云ふ點に付て御質問でございます是は政府に於きましては前に申上げました共通法規調査委員會も初めから民事刑事に限つて調べて居つて、且つ共通法規は今日の殖民地の制度を維持して居る以上は各々其地域に於て事情を異にして居るのでありますから之を一概に統一するとか云ふことは殆ど不可能であること丶考へて、唯一部分に付て規定することに付ても今日の場合、民事と刑事に關する程、急を要するものであるまい、又或ものに付て

は研究を致して居りますと云ふやうな御答辯であつたと思ひます、そこで其外船舶に關して統一、或は船舶法に關しての共通規定は必要でないかと云ふやうな御質問がございました、それから次には內地及殖民地間の轉籍の自由を認める必要がないかと云ふやうな點も御質問がございました、それから第五條と致しまして司法機關の統一と云ふことは政府は考へたことはないかと云ふやうな御質問もございました、それから第六には同一の地域內に於て人に依つて法を異にして居る場合に付て本案に規定を入れる必要がなかつたかどうかと云ふやうな點の御質問もございました、其外基礎的觀念と致しまして、關東州に於ける立法問題に付ての御質問がございましたし、稅法に付ての御質問もございました、是等に付て政府委員の所見を一々述べることは餘り煩雜になりますから、御必要があれば申し上げると致しまして、是等は唯斯う云ふ御質問があつたと云ふだけに止めて置きます、そこで之を要するのに、大體に於て委員會は此法案は從來の法律の不備を補ふことが出來るのでありますから、速に是が實施せらるゝことを希望したのであります、それから共通法規の或ものに付ては將來御審議の上、統一することを必要とするものは統一し、共通的規定に依つて之を共通する場合が必要であれば十分御審議の上、更に提出せらるゝことを希望いたしまして、今日の場合民事と刑事に限られたことはどうも已むを得ないことであらうと云ふことに一致いたしまして、全會一致で本案の大體に付ては賛成を表せられたのであります併ながら唯箇條に付て、委員の中に色々御意見がございまして、多少修正せられたのであります、其修正の箇條に付て修正した理由を、少し細かいことになりますけれども、一應申上げて置く必要があらうかと考へますから、ちよつと其點を申上げます、御手許に出て居ります通り修正された箇條は七八箇條ございまして、第一は第二條でございます、さうして一番問題になりましたのは第二條と第十四條、即ち民事に關する總則的規定、刑事に關する總則的規定、是が一番問題になつたやうであります、從つて其論點に付て簡單に申上げて置かうと思ひます、原案は「民事ニ關シ一ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テハ互ニ法令ヲ同クスルモノト看做ス」と云ふのが原案でございますが、即ち此の意味は一の地域にして他の地域の法令に依ると云ふことは形式的意味に之を解して居るのであつて、さうして其結果律令であり、法律であるのも問はず、之を全く同じ法律と看做すのである、從つて共適用は各々の地域に於て其地域の法律を適用すると云ふ意味に政府では解して居られる、そこで第一段の議論と致しましては、一の地域に於て他の地域の法令に依ると云ふことは形式の意味に解すべきか、或は內容實質と云ふ意味に解すべきかと云ふことが第一番の議論であつたやうであります、是はどうも形式の意味に解した方が總ての點に付て便宜であらうと云ふことで、法令に依ると云ふことは形式に依る、形式を主として考へると云ふ主義に依りました、從つて、さうすれば例へば朝鮮が內地の民法に依つて居ると云ふ場合內容實質が全く同じものでありますから、茲に特に法令を同くするものと看做すと云ふ必要はないでないか、寧ろそれよりは進んで其適用に付て此に書く必要がありはしないかと云ふことで、唯今の修正になつて居ります通り「各地域ニ於テ其ノ他ノ法令ヲ適用ス」と云ふことに修正下された次第であります、此二條の終に「ニ付」と云ふ字がございます、是等は皆唯今の形式主義を執り、又唯今法令を同じくするものと看做すと云ふ字を削つた結果から來た字句の修正であります、第二條の二項は即ち法令を同くして居らない場合を全部指したのであつて、是も矢張り二條の第一項の修正の結果でございます、そこで第十四條も全く同じでございますから、此に同時に申上げて置かうと思ひます、其次は第四條でございますが、是は法人の成立を認めると云ふ規定でございますが此規定は第一項に於て「一ノ地域ニ於テ設立シタル法人ハ他ノ地域ニ於テ其成立ヲ認ム」と云ふのが第一項でございますから、然らば其認められた法人は如何なる範圍の私權を內地に於て享有するかと云ふことの範圍を決めるのが第二項でございますが、原案に依りますると「前項ノ法人ハ他ノ地域ニ於テ其ノ地ノ同種又ハ類似ノ法人ト同一ノ私權ヲ享有ス」斯う云ふことになつて居りますけれども、若し斯う云ふことに致しますと、同種又は類似の法人がなかつた場合にはどうするか、成立は認めて居るが、私權を享有する範圍が明瞭でないと云ふ點と、それから同種又は類似の法人が假にあつたと致しましても、朝鮮に於ての法令の下に成立した會社が、內地の會社が內地で爲し得ないことを內地で爲すと云ふことは甚だ不公平になりはしないかと云ふことの爲に、茲に修正の通りに「前項ノ法人ハ他ノ地域ノ法令ニ依リ同種又ハ類似ノ法人ノ爲スコトヲ得サル事項ハ其ノ地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス」と云ふことに修正されました、其所で次は第八條でございますが、是は簡單なものでございまして、法人の役員の範圍が明瞭でない爲に、特に茲に法人の「役員トハ發起人、理事、監事及之ニ準スヘキ者並清算人ヲ謂フ」唯役人の解釋でございます、第九條は是は原案の意味を明瞭にしたゞけの修正でございます、それから第十條の修正は破產の場合でございますが「一ノ地域ニ於テ破產ノ宣告ヲ爲シタルトキハ他ノ地域ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス」と云ふのを削つたのであります、是は第三項の「一ノ地域ニ於テ爲シタル破產ノ宣告ノ効力ハ他ノ地域ニ及フ」と云ふ之に十分含まれやしないかと云ふ意味で是が削られました、それから第十四條は唯今二條と同時に申上げたと同じでありますそれから第十五條でございますが、茲に特に「第八條第二項ニ揭クル者ノ外檢査役ヲ包含ス」と云ふ字を增したのでございます、檢査役に付ては科料の規定がないと云ふことでありまして、特に此に加へただけの趣旨でございます、それから附則の第二項でございますが、是は第十一條及第十八條の二項は全く茲に適用がないのでございまして、唯法文を明瞭にする爲に入れた字に過ぎませぬ、大體修正の趣意は斯樣でございますが、之を要するのに修正の趣意は本案を斯樣に修正するに非ざれば同意することが出來ないと云ふ趣意の修正ではないのでありまして本案を益々完璧ならしむると云ふ趣意の修正でございまするから、政府に於ても此修正に全部同意を表されましたことを茲に御斷り致して置きます、それから第三條に付て委員外ではございまするが河村讓三郎君が籍のことに付て御心配になりまして、委員會に於ても亦小委員會に於ても御意見を御述べになりました、併し其御意見は本案を以て十分……一箇條を加へることなくして解決が出來るであらうと云ふことで是は省かれて居りますが、此點も附加へて一言申上げて置きます、大體右樣な內容を以ちまして本案は修正を可決いたされた次第でございます、茲に最後に一言申上げて置きたいことは本委員會は相當の長い日子を費して居ります、併し是は非常に愼重に審査を致した結果であります、此點は特に御了承を願つて置きたいと思ひます

〔河村讓三郎君演壇に登る〕

○河村讓三郎君　唯今委員長より極めて詳細なる御報告を承はりましてございまするが、私は十分に理解を致して本案に賛成を表したいと考へますが故に尙ほ二三質問を致しまして、專門の政府委員の御說明を煩はしたいと存じます、內地の者と朝鮮其他新領土の者とが婚姻又は養子緣組をなす場合には家の關係が如何になるかと云ふことは第三條の一項に規定されて居りまするが、離緣又は離婚の場合は如何なるかと云ふことに付て未だ十分に了解し得ざる點がありまするが故に、私は離婚の場合と離緣の場合とを區別いたしまして、成るべく簡單に質問を致します、離婚の場合に關しまして先づ承はりたいのは朝鮮に於ては離婚を認めぬと云ふことでありまするが、別居のやうな慣習でもないのでありまするか、佛蘭西に於て一時離婚を禁止したる時代には別居の制が行なはれて居つたのでありまするが、朝鮮にはそれに類する慣習でもないのでありまするか、夫婦の間が不和になつて、爭ひが絕えず、日夜虐待、侮辱を受けても婚姻關係を繼續して、同居の義務があると云ふことでは、內地の者が其の子女を朝鮮に婚嫁せしむるのに躊躇いたし、同化の上に少からざる影響を及ぼすことゝ考へます、次ぎに承はりたいのは朝鮮の女が內地の家に婚嫁いたしましたる後離婚となる場合には、內地の法律に依りますれば、實家に復籍するのでありまするが、其の實家は內地にはない朝鮮にありまする、加之朝鮮の法令は離婚復籍と云ふことを認めないのである、それ故に家の關係が如何になるかと云ふ疑が生ずるのでありまするが政府委員は初は離婚の場合にも第三條の一項に依つて定まるであらうと云ふやうに說明せられました、併しさうしまするると、離婚の後尙ほ婚家に居据わると云ふが如き、內地の觀念では不倫なる結論になりますのであります、其れ故にのちには此の場合には內地に於いて一家を創立するのであると云ふやうに御說明になつたと考へます、それに類似の例があると言つて示されましたのは、外國の女が日本の家に婚嫁いたしまして、後に離婚となるときには本國の國籍を回復するときには日本の國籍を失

ふ、本國の國籍を回復するときには日本の國籍を失ふと云ふことが國籍法の十九條に規定してある、日本の國籍を失ふとあれば、それで家の始末は付くのである、然るに日本國の國籍を回復せざる者もある左樣な者は日本の國籍を失はない、依つて日本に一家を創立するものとして取扱を致して居ると云ふことでありました、それは其通りに相違ない、其通りで宜い、併し國籍法は御承知の通り民法其他諸法典と共に條約改正の前匆々の間に公布せられたんであります、外國の女か離婚しても本國の國籍を回復しない、從つて日本の國籍を失はないときには一家を創立するのが適當であるや否や、それが適當であれば法文を以て明にするのは適當であるや否やと云ふやうなことまで審議する暇のなかつたことは當時の事情に依つて想像することが出來るのであります、若し夫れ民法に至つては家族制度の觀念に基いて、家の興廢と云ふことを極めて重きことに見て居るのであります、而して明かに此場合を規定して居ります、離婚となつた者は實家が廢絶家になつた場合には一家を創立する、戸主に復籍を拒まれた場合には一家を創立する、それ〴〵ちやんと定まつて居るのであります、私は其方が立法としては完全なる、適當なる方法であると信じますのであります、果して然らば實家が內地にないと云ふ場合に於ても一家を創立する者とするならば、其事を明かに共通法に規定せられるか、若し又共通法は適當でないと云ふならば、將來適當の機會に於て、例へば親族法改正等の機會に於て明かに其事を規定して誤解なからしむると云ふ御考はなきや否や、是れより離緣の場合に關して質問を致しまする、離緣の場合は離婚の場合とは異にして、朝鮮に於ても離緣復籍を認めるのであります……朝鮮に於いても離緣復籍を認むる、又朝鮮の養子緣組は同性の間に限る、姓を同じうする者の間に限ると云ふことでありまするから、日本人が朝鮮人の養子となることはありますまいが、朝鮮人が日本人の家に養子として這入ることはあらうと思ひます、現に朝鮮に於いては內地人と朝鮮人と待遇を異にする場合があると云ふことを聞いて居ります、朝鮮人が內地人の養子となつて優等の待遇を得たいと考へることもあらうと思ひます、其の者はです、本案の第二條、それから法例第十九條等に依りますと、離緣となることもあるのであります、其の者が離緣となる場合には矢張り一家を創立するのであるや否や、實家が內地にないから矢張り一家を創立するのであるや否や、既に述べたる如くです朝鮮に於いても離緣復籍を認めるのである、其の點は離婚と異なつて居りまして、離緣復籍は朝鮮に於ても認めるのでありますから、實家に復籍するものと致しても朝鮮の風俗慣習と相容れないと云ふ慮れはない、寧ろ實家に復籍すると云ふが自然の解決であると考へるかも知れぬと思ひます、日本に一家を創立すると云ふやうなことにするよりは朝鮮の實家に歸ると云ふ方が自然の解決であるかも知れぬ、外國人の養子……外國人にして養子となつた者が離緣をする場合に準ずると致しましても、是は離緣の結果本國の國籍を回復する場合の方に準ずるのが適當でありますまいか、但し外國人の方はです、甲の國の國籍を失ふことかです、國籍法に規定してあります、一面其場合には本國の國籍を回復すると云ふことが其國の國籍法に明かに規定してあります、之に依つて甲國の家と乙國の家との聯絡がちやんと付くやうになつて居る、國籍法の規定が雙方にありますから一方を出れば一方に這入ると云ふことにちやんと聯絡が國籍法に依つて付いて居る、然るに此朝鮮の家と內地の家との聯絡を付けるものが何處にあるか、私は案の第二條に求めて之を得ず、第三條に求めて之を得ないと考へて居りますのです、そこでゝす、若し朝鮮の家に復籍すると云ふことにすればです、それは內地の法令の適用に依るものか、朝鮮の法令の適用に依るものか、若し內地の法令の適用に依るとすれば甲の地域の法令が乙の地域にまで延長する結果になる、又朝鮮の法令の適用なりと云へばです離緣の効力を二分して……効力の二分です、實家に復籍する方の一半は朝鮮の法令、それから養家を去ると云ふ方の一半は內地の法令に依ると云ふやうなことになりはしませぬか、それともです、此場合には內地の法令と朝鮮の法令との區別がなくなる、單獨唯一の法令が兩地域の上に行はれて、其法令の適用に依つて實家に復籍し、養家を去るものとなるのでありますが、何れにしても其根據がなくてはならぬと思ふのです、國籍に關する國籍法の如き根據がなくては家の關係が定まらないと思ふのであります若し其根據となるべき明文があれば其明文を示されたい、又明文がなくともです、立法の主義原則に依つて左樣な、結果になると云ふことであれば其主義原則を示されたい、私は將來の誤解を避くる爲に此質問を致すのであります、以上に質問の趣旨を明かにする爲に多少の理由を付加へました、要するに私の質問は三つの簡單なる點に止まるのであります、第一、內地人が朝鮮人の家に婚嫁したる場合に於ては離婚も出來ず、別居が出來ざるや否や、第二、朝鮮の女が內地の家に婚嫁したる後離婚となれば一家を創立すると云ふ御見解なればです、他日相當の機會に於て明かに規定するを可とするの御考はなきや第三は朝鮮人が內地の家に養子に入つて後離緣となれば一家を創立するや、朝鮮の實家に復籍するや、若し朝鮮の實家に復籍するものとすれば、それは如何なる規定又は主義原則に從ひ、如何なる法令の適用に依るものなりや此第一と第二とです、唯右とか左とか、一言御答を得ますれば滿足を致します、第三の點は私の未だ了解し得ざる點でありまするから成るべく親切に御說明あらむことを希望いたします

〔政府委員有松英義君演壇に登る〕

○政府委員(有松英義君) 唯今河村君より詳細なる演說を以て御質問がございましたが、此件に付ては委員會に於て十分講究されましたのであります、殊に小委員會に於て詳細に亘りて研究に相成つたのであります、故に尙ほ詳しくは委員の御方より御答辯に相成る場合もあるかも知れぬと想像いたすのでございます、大體に於きまして第一の點、即ち朝鮮に於ては離婚を許さゞる古來の習慣である、此場合には別居を許すや否やと云ふ事に付きましては、別居を許しまする趣に承知いたして居ります、第二には例へば內地に於きまして朝鮮人が離婚を致しまする場合に、一家を創立するや否や、是は創立いたすであらうと存じます、尙はそれに付て明確に法律の改正を行ふ見込であるや否やと云ふ御尋ねであつたやうに存じまする、是は今後尙ほ研究を致して見たいと存じます、必要があるならば法律の改正は已むを得ぬことであらうと存じます、篤と研究を致す積りでございます、第三の離緣の場合に於て、例へば內地に於て朝鮮人を養子に致して居りまする、其養子が離緣になつて朝鮮に歸る、斯う云ふ場合に於て朝鮮に於て復籍いたすには、朝鮮の法規に依つて復籍いたすであらうと存じます、而して朝鮮の法規に依つて朝鮮の家に入りますが故に、共通法第三條第一項の適用を受けまして內地の家を去ることに相成るのであらうと存じまする、其外國籍法を御引用になりましたる種々の御議論は承はりましたが、要するに共通法は各地域に於ける關係聯絡を規定いたすのに止まるのでありまして、例へば或る地域內に於て一家を創立する手續如何、其他の規定を要することのあるや否やと云ふが如きことは、各地域の法令を以て必要に應じて將來立法を致すべきものでございます、共通法の範圍外に屬することゝ考へて居るのでございます、大體是だけ御答を致して置きます。

〔岡野敬次郎君演壇に登る〕

○岡野敬次郎君 先刻の河村博士の質問に對しましては、唯今政府委員より答辯があつたのでありまするから、此以上のことは付加へる必要もなからうと考へるのであります、河村君の御質問に相成つたる問題は、同君の非常に熱心に御研究になつた所の問題でありまして、既に特別委員會に於きましても委員長の許可を得、委員會の決議を經て、此問題を提出せられ、更に本案が小委員會に付託になりましたる後に於ても、小委員會に特に出席を致されまして、さうして同一の問題を提出せられ、小委員會は特に二時間程の時を割いて此問題の討議に盡したのであります、其結果に付て尙ほ或は河村君が御不滿足であるかと信ずるのでありまするが、更に此議場に於て御質問に相成つたのであります、小委員會に於きましては唯今申上げました通りに愼重に此問題を議して、特に河村君と小委員との間に於きましても十分に意見の交換を致した積りであります、而して河村君の此問題に付ての頗る御熱心であるに依りまして、私は玆に小委員會に於て河村君の希望せらるゝ所の意見を採用しなかつたと云ふ理由を簡單に御報告を致したいと思ふのであります、河村君の第一の問題は離婚の問題であります、朝鮮に於きましては原則として離婚を認めて居らぬさうでありまする、それで若し朝鮮の女子が內地人に嫁した場合に於ては朝鮮の法令に依りまして離婚が出來ないのであり、內地の法律に依れば離婚が出來るのである、それで內地人に嫁した場合に於て離婚と云ふものになつたならば、朝鮮は離婚を認めないのでありますから、實家に復籍すると云ふことは無論ないのであります、內地の法律に依れば離婚を求めた場合には實家に復籍するのである。それで內地法の定むる所

に依つて實家に復籍すと云ふて見ても、朝鮮の法令に依ては朝鮮の家に入ることが出來ないことになるのであります、此場合に付てどうなるかと云ふことが河村君の御質問の點であつて、而かも河村君は小委員會に於て此問題を解決するが爲に共通法規に一の明文を設けたいと云ふ御意見であつたのであります、此問題は先刻河村君が質問中に御述べになりました通り、我が民法は何と定めて居るかと云へば、民法は此復籍すべき實家の廢絶、即ち廢家絶家の場合に於ては一家を創立しと云ふことが規定してあるのであります、で是は民法の定むる所は復籍すべき實家の廢家絶家の場合を特に法律が規定して居るのであつて、假く復籍すべき家なきときは一家を創立すとは書いてないのである、それが故に今朝鮮の女子が内地人に嫁した場合に離婚せられて、さうして歸るべき家がないと云ふのは此民法の正條に言ふ所の廢家でもなければ絶家でもない、元と復籍すべき家がないのである、是が故に特に明文を掲げて、或は一家を創立するが適當であるならば一家を創立すと云ふ明文を置いたら宜からうぢやないか、宜からうと斯う云ふのでありますが、我が民法を我々ども討究の末に解釋を致しまして、民法に於て認むる所の家なきと云ふのは、廢家絶家の場合しかないのであるけれども、併ながら復すべき家がないと云ふ場合は、此共通法の關係に於て、即ち朝鮮人と内地人の關係に於て今のやうな場合が起つたならば、民法を廣く解釋して、復すべき家なきときは矢張り一家を創立すと斯う解釋をすることに於て妨げない、現に河村君の引用せられたる國籍法の關係に於ても矢張り同樣な解釋を取つて居るのである、而かも此國籍法のことに付ては、河村君は或は適當なる解釋であるかも知れぬと云ふまで御話になるのでありますから此朝鮮女子の内地人に嫁した場合に於ては、矢張り民法の解釋に於て一家を創立すと云ふことにして何等差支ない、而して假に此問題に付て明文を設くるものとしても、共通法規に設くるが適當であるか、或は民法に特に明文を掲ぐるのが適當であるかと云ふ問題も、矢張り小委員會に於ては議したのであります、で若し明文を設けるとして、河村君の抱かれる所の疑を解決するが適當であるとするならばそれは共通法規の問題よりも寧ろ民法の問題であるから、民法に特別の規定を設くるか適當であると云ふことで、遂に共通法の外に此問題を致したのであります、それから次には養子離緣のことでありますが、養子の制度と云ふものは私も朝鮮の慣習を能くは承知を致しませぬけれども、併ながら異姓は養はすと云ふことは確かに朝鮮古來の慣習であるやうでありますから同姓でなければ、其同姓であると云ふことの意味は、養子縁組を爲すに付て、養ふ方だけが同姓でなければならぬ、養子にやる方の側も同姓が相手でなければならぬかと云ふことは、是は私は一つの疑問であると思ふのであります、それで河村君は同姓でなければ養子縁組は成立せぬと云ふことは朝鮮の慣習であるとして、内地人が朝鮮人の養子になると云ふことは、是は明かに異姓を取つて以て養ふのであるから、それはあるまいと思ふ、朝鮮人が内地人の養子になると云ふことは是は有るであらう、又あるものとしての御意見であつたのでありますけれども是は私は疑問であると思ふのであります、實際どう云ふやうに解決を朝鮮に於てせられて居るかは知りませぬが、養子縁組と云ふものに付て同姓を要するならば、やる方も貰ふ方も同姓でなければならぬと云ふことは、私は通常の解釋であらうと思ふのであります、それが故に若も内地人が朝鮮人の養子になることが出來ぬと云へば、朝鮮人も朝鮮の法令に依れば矢張り内地人の養子になることが出來ぬと云ふのが私は當然ではないかと思ひます、併ながら是は私は朝鮮の古來の慣習のことを能く承知いたしませぬから、斯の如くに斷言して、果して誤りがないかどうかと云ふことは、是は此所で私は申上げることが出來ませぬが、少くも私は一つの大なる疑問として自分は考へて居るのであります、而して假に河村君の御見解の通り、朝鮮人が内地人の養子となることが出來るとして、而して其養子が離縁になつた場合にはどうなるか、斯う言へば、朝鮮の法令も養子縁組の謂はゆる離縁を認め、内地の法令も亦離縁を認め、而して其離縁の場合に於ては朝鮮の法令も内地の法令も、共に實家に歸つて行くのであると云ふ原則を執つて居るのならば此時は朝鮮人が内地人の養子となつて他日離縁せられたならば、何れの法規に依るも實家に歸るのである、それが即ち第三條第一項の定むる所で「一ノ地域ノ法令ニ依リ其ノ地域ニ入ル者ハ他ノ地域ノ家ヲ去ル」と云ふことになるのであります、若し此場合に於て河村君の御意見にある如く、或は内地の法令の効力が朝鮮に及ぶとか、或は自己の行爲を二分して、半ばは朝鮮の法令に依り、半ばは内地の法律に依ると云ふやうな見解を執らねばならぬと云ふことでありましたならば、是は婚姻の成立した場合にも矢張り同樣のことを言はなくてはならぬのである、婚姻をしたならば其婚姻の効力は、婦たるものは夫の家に入ると云ふ事は、朝鮮に在つても内地に在つても同じでありますが、其場合に朝鮮の法令が内地に及ぶと云ふのでもなければ、内地の法律が朝鮮に及ぶと云ふのでもない、其婚姻の効果を半ばは朝鮮の法令に依つて判斷し、半ばは内地の法律に依つて判斷すると云ふのでもない、それの如きは最も明かに第三條第一項の支配する場合であるのでありますから、それで此離縁の場合に付ても、若しありとすれば第三條第一項の規定の適用で洵に明瞭な事其明瞭であること婚嫁の場合に於けると同じことであります、小委員會に於ては是等の問題に付て、唯今御報告を致す通り愼重に審議を致しまして、而して河村君の御提出になつた所の問題は共通法規に採らず、或は共通法規以外の問題とすると云ふことに決定を致した次第でありますから、此事を御參考に諸君に御報告を致して置きたいと思ふのであります

○議長（公爵德川家達君）　本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○公爵德川慶久君　直ちに第二讀會を開かれむことを望みます。

○平山成信君　贊成。

○男爵高木兼寛君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第二讀會を開いて御異存がございませぬか。

「異議なし」と呼ふ者あり

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第二讀會を開き全部を問題に供します……全部特別委員長の報告に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○公爵德川慶久君　直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○平山成信君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

「異議なし」と呼ふ者あり

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

「異議なし」と呼ふ者あり

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　議事日程第四、貨幣法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續委員長報告。

貨幣法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年二月十九日

右特別委員長
伯爵　吉井幸藏

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵吉井幸藏君演壇に登る〕

○伯爵吉井幸藏君　此法案を提出になりました理由は現在の補助貨幣が形體が過大に失するのと、銀價が騰貴した場合に補助貨を鑄潰す危險がある、此二つの理由であります、銀價の騰貴いたしました事は大正三四年頃までは二十三四片でありましたのが、大正五年度の初め頃より段々騰貴いたしまして昨年の末には五十五片と云ふ高い値を出した位であるのであります、現在の銀貨に二種ありまして、大きい方を舊銀貨と稱し、小さな方を新銀貨と稱して居りますが、此の舊銀貨は三十二片、三片位になりますと鑄潰點に達するのであります新銀貨は四十三片位で鑄潰點に達するのであります、然るに今申上げました通り、既に五十五片の値に上つたのであります今玆に舊銀貨の實價が五十五片の時には……銀貨が五十五片の時には、五十錢が何程の價値になるかと云ふことを調べますと云ふと、五十錢の銀貨が殆ど八十四錢に當ります、新銀貨は六十三錢に當ります二十錢か三十錢位に當ります、舊貨が……新銀貨の方でも二十五錢位になります、斯樣な次第でありまして、鑄潰されるものが多いのみならず、銀貨の儘で外國に輸出される處もあります、それを防ぐ爲に現銀貨の品位を下げ、若くは量目を下げまして、鑄潰點を高くして、其危險のないやうにしたいと云ふ

目的の案であります、斯樣なことで鑄潰などをすることは勿論是は法規に依つて禁ぜられてあることでありますけれども、矢張り根本から鑄潰の出來ないやうに鑄潰しても利益のない程度までに仕更へた方が得策だと云ふ譯であります、それで本案の如く改正いたせば其の目的を達するのでありまして、餘ほど形も小さくなりまするが、又補助貨幣に含んで居ります銀の量目が大きに減ります、それで此改正案では鑄潰點を凡そ六十五片位まで銀が騰貴しても鑄潰しても利益はないと云ふ程度までに改正になる譯になつて居ります、此六十五片と云ふのは統計表を見ますると云ふと、凡そ二百年餘の間銀の騰貴した平均が六十五片を越したことはないやうであります、のみならず各國又凡そ此標準を皆採つて居るのであります、此通り改正になりますれば貨幣の品位も相當に保ち、外觀も宜しくて、製造上の都合も宜しい、さうして鑄潰點が相應高くなりますから鑄潰される危險もなくなる斯樣でありまして委員會に於きましては洵に適當な案なりと認めまして、全會一致を以て可決すべきものなりと議決いたしましてございます、本會に於きましても、どうぞ委員會の決議通り御決議あらむことを希望いたします。

○議長(公爵德川家達君) 本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半數と認めます。

○伯爵吉井幸藏君 直ちに第二讀會を開かれむことを希望いたします。

○男爵中川興長君 贊成。

〔其他「贊成」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 直ちに第二讀會を開きます、委員長報告通り御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○伯爵吉井幸藏君 直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○子爵八條隆正君 贊成。

○議長(公爵德川家達君) 直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 直ちに第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 日程第五、登錄稅法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

登錄稅法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年二月二十日

右特別委員長
伯爵 松平直之

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵松平直之君演壇に登る〕

○伯爵松平直之君 登錄稅法中改正法律案特別委員會の經過及結果を御報告いたします、此案に付きましては二十日に開會を致しまして、正副委員長の互選の後引續いて會議を開きました、二三の質問はございましたが、滿場一致を以て原案を可決いたしました、此法案の骨子は詰り產業組合、產業組合聯合會、產業組合中央會、漁業組合、又は漁業組合聯合會に付產業組合法又は漁業法に基きて爲す登記、其登記料を免除してやる、それは總ての唯今申上げました組合を補助する爲め免じてやると云ふのであります、洵に此案は簡單な案でございまして、詰り此十九條に五號を一つ加へまして、之を加へますれば六條中の三項乃至五項は自然消滅します、其三項と申しますのは詰り拂込金の登錄稅是は千分の五に當ります、參考の爲に政府委員に伺ひましたが、大正五年度の末には一萬三千圓かのものであります洵に少數なものであります、是は委員會に於きましても原案を可決するが至當であらうと云ふことから原案の通り贊成いたしました是は前申しました通り洵に簡單な案でございます、どうか讀會を省略して御議決あらむことを希望いたします。

○伯爵正親町實正君 贊成。

○子爵西大路吉光君 讀會省略贊成。

○子爵榎本武憲君 贊成。

○伯爵奧平昌恭君 贊成。

○子爵八條隆正君 贊成。

○男爵高木兼寛君 贊成。

○男爵石黑忠悳君 贊成。

○平山成信君 贊成。

○小野田元凞君 贊成。

○男爵阪井重季君 贊成。

〔其他「贊成」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 讀會省略の動議に贊成の諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 三分の二以上と認めます……委員長の報告に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 日程第六、未成年者飲酒取締に關する法律案、衆議院提出、第一讀會。

未成年者飲酒取締に關する法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年二月二十一日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

未成年者飲酒取締ニ關スル法律案

第一條 營業上酒類ヲ供給スル者ハ未成年者ニ酒類ヲ飲用セシメ又ハ其ノ自用ニ供スルコトヲ知リテ販賣若ハ給與スルコトヲ得ス

第二條 前條ニ違反シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

附則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○阪谷芳郎君 政府にちよつと質問を致したう存じます。

○議長(公爵德川家達君) 御登壇を願ひたうございます。

○男爵阪谷芳郎君 極く簡單でございますが……

○議長(公爵德川家達君) 其方が政府委員に能く聞えるだらうと思ひます。

〔男爵阪谷芳郎君演壇に登る〕

○男爵阪谷芳郎君 本案は此度でたしか第九回、衆議院から本院に御送付になつたと考へて居ります、洵に多年の問題でありまするが、本院に於かれましても、過日本會議に於て段々政府に御質問のありましたやうに、國民の健康を改良すると云ふことに付ては隨分強硬なる御議論が起り、又近年青年の風儀の墮落を矯正すると云ふことに付ては本院に於ては厚き御議論が段々ありますやうでございます、此法案の如きは國民の健康を改良し又青年の風儀を改善する上に付て極めて必要な精神を以て出來て居ると考へるのでありますが、聞く所に據りますれば、此度は政府は衆議院に於て本案に同意せられたと云ふことを承知いたしましたのでございまするが、政府の本案に對する御意見を承はつて置きたう存じます

〔政府委員水野錬太郎君演壇に登る〕

○政府委員(水野錬太郎君) 御答へ致します、此案は唯今阪谷男爵の御述べになりました如く、度々衆議院より提出せられまして、而して本院に回付せられた案なのでございます、此案に對しては政府も嘗て同意を表したことがあるのであります、それは此案は今日の案では酒類の營業者に對する取締になつて居るのであります、從つて此法案は實施上にも困難を感ぜず、相當取締も爲し得られるものと信じて居るのであります、且つ未成年者に飲酒せしめないと云ふことは、唯今阪谷男爵の御述べになりました通りに、健康上並に風儀上に於きましても適當と考へて居るのであります、但し此事は必しも法律を以てのみ矯正する事柄ではないのでありまするが、併し法律を以て斯の如き取締を爲すと云ふことも、是亦適當のことゝ信じまするが故に、政府は此案に對しましては大體に於きまして贊成の意を表した次第でございます。

○三宅秀君 本員は政府委員でなく、國務大臣の答辯を願ひたい考で此事に付て質問を致す積りでありますが、去る十三日でございましたか、租稅增徵のときに石黑男爵並に鎌田君あたりから質問が出まして之に答へられたのは、國務大臣の中、大藏大臣から稅のことでありますから御答がございました、本員は總理大臣若くは內務大臣に伺ひたいのでございますが、抑々此度の歐羅巴の戰が始まりますると早々に、露西亞、英吉利、佛蘭西、伊太利等に於きまして、禁酒條例を出して居ります、是れは國民全體に禁酒させる方の法令であります、亞米利加は其の以前から……戰に無關係で禁酒令を布いたところが彼方此方にあるやうであります、參戰後は尙ほ一層此禁酒のことを嚴重に規定しまして、殆ど各州共に禁酒の有樣であるやに承はつて居ります、此十三日

のときの質問に對しては、國家の莫大なる財源であるからどうも之を改め、若くは廢すると云ふやうなことは出來ないと云ふ大藏大臣の御答でございました、今日に於きましては、十三日とは大に景況が變はつて居ります、即ち戰爭は西の方へ向いて延べられませずに、東の方を向いて段々戰が殺到し來るやうに見えますから、付きましては何時か出兵も致さなければならぬやうなことがあらうと思はれます、それに付きましての覺悟が必要であると思ひます、若し戰を始めるとなりますれば、引續いて工業動員までも致さなければならぬ覺悟が要る時期が迫つて居ると存じます、それ故に斯う云ふ場合に於ても、政府は稅さへ澤山取れば、酒は澤山拵へて、さうして國民に勝手次第に飲ませる、十分飲ませる、多々益々辦ずると云ふやうな御精神を以て、總理大臣初め內務大臣あたりの所で、さう云ふ御考がござりまするか、それが承はりたいのと、今一つ切迫いたしましたことがございます、それは外でもございませぬが、米價が非常に騰貴を致して居りまするので、此米價を低廉ならしむる爲には、政府並に其筋に於ても暴利の取締であるとか、或は兩三日前に出ました防穀令、即ち米麥を濫に外國に持出さぬと云ふやうな命令も兩三日前に出て居るのであります、此大切なる米麥を潰して酒を拵へる方が宜い、澤山拵へる方が宜いと云ふやうなことは、得策でありませうか不得策でありませうか、それ等の御攻究も必ず廟堂に於てはあつたことであらうと思ひます、それが承はりたいのでございます、又酒の造り方に於きましては、昔の酒の造り方と云ふものは、米穀を收納いたしまして、さうして其年の豐凶に依つて自然に制限を受けて、凶歲に於ては多分、酒の造り込に手控をすると云ふのが從來のやり方でありまして、又政府に於ても米穀が乏しいときには造石高を制限すると云ふやうなことも從來あつたことであります、然るに今日では酒の釀造法が巧みになりまして、盛夏の暑い最中でも酒の腐らぬやうに製造する所の方法が研究せられ、是が實行せらるゝとして見ると、歲の豐凶の上に拘らず米はどんなに高くなつても、酒が高く賣れるからと云ふので、幾ら穀類を潰しましても宜いと云ふ御考でありますか、是は重要な問題であります、些々たる今日の此法案のやうな間接に未成年者に酒を飲まさぬやうなことゝ違ひまして國民全體に及ぶことでありまするから、定めて兩相に於かれましても確乎たる御意見がございませうと思ひます、それを承つて置きたいのであります。

〔國務大臣男爵後藤新平君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵後藤新平君)　三宅君の御質問に御答を致します、先日酒造稅のときに大藏大臣からも說明であつたが、稅が取れさへすれば、酒はどんどん拵へて飲ませると云ふ政府の考であるや否や、是が第一の御質問のやうでありましたが、間違ひありませぬか……政府に於ては勿論此稅が取れゝば外に何等の害があらうとも顧みぬで、それをやらうと云ふことのあらう道理はないのでありますから、酒に對しましても從來の國民の慣習を俄に一變してやらねばならぬと云ふ必要に迫られて斷行せねばならぬときは、それは敢て其決斷を辭せぬ次第でありますけれども、此酒の利害と云ふものは久しき人生の問題となつて居る所のものであります、外國に於ても此度戰爭の爲に酒に對して嚴重な禁酒令を行つて居ります、けれども、是が十分に成功するや否やと云ふことに付ては何人も疑を有つて居るのであります或時には一時的に行はれて後に破れて居る所の形跡もあるのであります、帝國は之に傚つて今禁止をせねばならぬと云ふやうな必要には迫つて居らぬ、從來の慣習を俄に一變せしむると云ふことの必要には迫つて居らぬ、次に穀物の關係が酒の釀造と大なる密接のものがあつて、多額の穀類を消費するやうになるから、今日此米價騰貴の際に於ては大に考慮すべきことであると云ふの御趣意でありました、政府に於ても其點には大に考慮して居ります、酒の釀造を禁止して以てどれだけの救ひが出來るか、又それだけの禁止をせねばならぬかと云ふことに付ては、政府は考慮中でありまして、俄に左樣なる輕擧と申しては惡いか知れませぬが、輕々しく斷行することは出來ないと考へて居ります、又政府は米價の調節に付ては多大の注意を拂つて居りまするが、それに對しては一の酒を禁止した爲に之を救ひ得るものとは考へて居りませぬ、それ故に米價の騰貴の問題の爲に酒の釀造に對する制限、若は禁止をなすべきものとは政府は考へて居りませぬ、第三に近來化學的進步に依つて酒は如何樣にでも造られるものであるから、賣れさへすれば米價の騰貴を來すと云ふやうな場合でも多額の釀造をして、其影響を生ずることを顧みぬと云ふことも亦あるであらうと思ふ、此邊に付ては政府はどう考へるかと云ふ御質問のやうでありました、是は近來の化學的進步に付ては三宅君の仰せの通りであります、併ながら之が爲に米價に大なる影響を及ぼして、國民の生活に影響を生ずるから、是は禁ぜねばならぬと云ふやうなことは、政府は多大の注意を拂つて調査して居りますけれどもまだ見出さぬのであります、それ故に米價の調節に付ても多大の注意を拂ひ、國民健康の上に付ても亦此酒の關係に多大の注意を拂つて居りますが、今御質問のやうなる意味から直ちに禁止すべきものとは考へて居りませぬ。

○三宅秀君　唯今私の問の言葉が足りませぬ爲か、聊かまだ疑がございまする、內閣諸公も御承知の通りに歐羅巴、亞米利加各國で禁酒令を出して居りますが、其禁酒令の結果は如何と云ふことは皆人が疑つて居ります、併ながら造石高に制限をする、之を以て間接に國民の飲料に豐富なる、餘り過剩なる酒を飲ませないやうに制限すると云ふことは各國でやつて居りますやうでありますから、それ故に穀物と……酒の釀造を制限なさる御考はござらぬか、全く釀造を禁ずると云ふやうなことも出來ず、飲酒を禁制して仕舞ふと云ふことは勿論出來ぬことでございまするが、或る手段を以て必要なる場合には制限をなさらうと云ふ御考はございませぬかと云ふことを承はつたのであります、今一つは此席で申しますると異なものでありますけれども、眞面目になつて此の度の戰爭の最良の結果を得やうと各國で骨を折つて居ります中に、日本は經濟が豐かであり、彼是れ致すものでありますから、國民が酒を飲んで樂んで本氣にならぬと云ふやうな考が全世界に涉りは致しますまいか、他の思惑を考へるならば、何とか酒の製造を制限する位のことはあつても宜くはなからうかと本員は考へましたから質問を致したのであります、尙ほ一層進んで御答を願ひます。

〔國務大臣男爵後藤新平君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵後藤新平君)　三宅君の唯今の御質問は戰時に於きまして列國で禁酒をして居る、其効果の如何は固より今日に俄に斷定することは出來ぬと云ふことも承知いたして居るが、併ながら列國が酒を禁止せると云ふことは如何にも眞面目なことである、日本で禁止せぬと云ふことは甚だ不眞面目のことに思はれて、外間も如何と考へられる、斯う云ふ御質問のやうであります、又造石高に制限をしたらどうか、斯う云ふ御質問のやうであります、政府に於きましては、此日本の酒のことに付ての利害に關しては常に攻究いたして居ることであります、又獨り健康上と云はず、道義の上に付ても、大に注意せねばならぬと云ふことになつて居りますが、是等のことは三宅君も能く承知の通りのことでありますから、茲にくだ／＼しく述ぶることは避けます、それから造石高を今禁制いたしますより、相當の課稅法を以て之を調節し、又西洋で禁止しまするのに、こつちではやらないそれでは他に附合が惡い、外聞が惡いなどと云ふやうなことでは一向ないのでありますから、此邊は顧慮いたして居りませぬ、其酒に對する健康上、道義上の觀念は全く國民の習俗の上に於て大に力を盡して爲すべきことと政府は考へまして、此邊には深く意を用ひなければならぬと信じて居る次第であります、俄に造石高を定め、又戰時流行の潮流に當つて如何樣なる制度を設けやうと云ふことは、今俄に爲すべきことでないと考へて居ります。

○男爵石黑忠悳君　政府に御尋を致したうございます、此今度の案は少年に酒を賣る方の酒屋に對しての取締でございますが、畢竟する所……

○議長(公爵德川家達君)　石黑男爵の登壇を望みます。

〔男爵石黑忠悳君演壇に登る〕

○男爵石黑忠悳君　唯今政府の御辯明を承はりますると云ふと、それには御同意をなされましたやうにも承りましたが、私は極く簡單に伺つて見たいのは嘗て出ました少年が煙草を喫みまするとの禁止案でございます、あの連年の結果を內務當局から屢々御貰ひを致して見ましたことがございますが、一年中のあれに對しまして犯罪者が或縣に於ては十人はございませぬし、或縣に於ては七百人もある、人口の多寡もございませうが、餘りの相違でございまするので、それを當局に承はりますると、是はいろ／＼手心で擧げるものだと云ふ御辯明であつた、私共の考には手心と云ふことは一割かそこらの手心ならばでございますが、十人と六百七百と云ふ差は餘り其差がえらいやうに考へます、それは扨措きまして、此法案が出ましたときには右等のやうな差異

の手心の餘りに我々に疑を懷かせぬやうな御取締が付きますと云ふ御見込が確かにございませうか、ちよつと伺つて置きたい、それからもう一つは此法案が出ますると云ふと、煙草の方にも引續き少年者に煙草を賣ることの取締法案も何か出なければならぬやうに均衡上存じますが、是はさう云ふ御考がございますか、ございませぬかと云ふことを伺つて見たい、唯今三宅君から之に付きまして御質疑の御言葉の中に、先日私か政府に御聽き致しました彼の酒の釀造のことでございますが、私はあの時は斯う云ふ考で伺ひました、日本で酒を釀造いたしまする石高を調べて見ますると、丁度外國から米を輸入いたしまして食料に我が同胞が供します高よりも、少々酒の造石高の方が餘計になつて居りまするで、此酒を造りますことを、或は葡萄製の酒に方法を變へて參るとか、或は何か他の釀造法に依つて參るとか致しましたならば、日常の同胞の食料を外國から仰ぎませぬでも濟む、若くは此仰ぎまする高に減少を及ぼすやうなことはあるまいか、之に付て其平衡を保たせる爲に我々の原料とする所の米穀を潰して酒にすると云ふ……其酒には稅か餘計掛かるとか何とか云ふことで、此米穀を……米を酒に釀造いたしまする傾を他の方向に向けて行くと云ふ御考はあるまいかと存じまして、私は伺ひました、所が右等のことは政府に於てはちよつとも考へて居らぬ、是は莫大の稅を收入することだに依つて、其方に專らであると云ふ御答で、本員に於ては愕然と致しました、其御答を聽きまして、それで重ねて御答辯は伺はぬのでございましたが、唯今三宅君の御質疑がありましたから、小生が質問を致しました趣意を明かに致して置きますでございます、之に付て少年者に煙草を賣ることに付ても取締法案が出ますするか如何、ま一つは此法令が出ますれば是が行はれるに付て未成年者の禁煙法のやうに或縣に於ては十に上らぬ、或縣に於ては數百に上ると云ふやうな差異なく、御取締が出來ます御考でございますかと云ふ、此二點を伺ひます。

〔國務大臣男爵後藤新平君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵後藤新平君)　石黑男爵の御質問に御答いたしますが、此度の法案と均衡を得るやうに煙草に付ても其賣つた者を取締る方法が付くか付かぬか、さう云ふことをする積りかと云ふ御質問であつたやうであります、是は「未成年者ニ其自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハソノ器具ヲ販賣シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス」とありますから別に此度の酒に對しての制度が出ましたから、煙草に對して、どうしやうと云ふことの考は政府に於ては有つて居りませぬ、それから取締上はどうするか是迄煙草に依つて研究して見ると甚だ不公平である其不公平の譯は手心と云ふことにあつた、其手心をするか、せぬか斯う云ふ御尋でありましたが、是は手心と云ふことを惡く解釋すると色々になりませうけれども、善意を以て解釋しますと、成るべく罰しないで、之に忠告いたして置いた方が宜いと云ふことに力を用ひて、感化をしやうと云ふ考を以て努力する者があれは是亦深く咎むべきことでないやうに當局は考へて居ります、而して強ひて統計表の表面を作る爲に取締を統一すると云ふことも亦間違つて居りますから、是は趨勢に任せまして行かなければならぬと當局は考へて居ります、而して斯う云ふ取締が出ますのは餘り害のないことでありますから、政府に於ては同意いたして居ります、併し此影響が如何なるものか、是は餘程講究を要することであらうと云ふ考を持つて居ります、必ず之が爲に其目的を達し得るものであるか、斯樣に申しましても是は告朔の餼羊だと云ふ意義で當局大臣が申上げると云ふことに御聽き下さつては甚だ心外でありますれども、此制度が出ました所で、どれだけの取締が出來て、どれだけの効果を擧げると云ふことは能く將來に注意を要する事であります、併し今日でも未成年者が煙草でも喫んで居ればそれは法の制裁があるから喫んではいかぬ、斯う云ふのと唯喫んではいかぬと云ふのでは効果が違ふであらうと云ふ考を持つて居りますから、酒に對しましても亦斯の如し、斯樣に考へて居る、善事を善事として施行しますので、必ず統計表の上に之を平均しやうと云ふやうなことに努力するやうなことなく、能く此法の精神を達するやうに致したいと考へて居ります。

○山脇玄君　本員も一箇條質問したいのであります

○議長(公爵德川家達君)　御登壇を請ひます。

〔山脇玄君演壇に登る〕

○山脇玄君　此案に付きましては先刻來段々諸君から御質問がありまして、其御答辯で私の質問いたしたことは大半分りましたが、一つ此の酒の毒が人の身體精神に及ぼすと云ふことは是れは事實上明かなことであつて、其の事に關聯して、今や諸物價、殊に此の米の騰貴と云ふことは非常なものであつて、之に對しても當局は餘程御注意になつて、近頃外國輸出の米麥に對しての制限令なども御發布になつたのでありますが、此點で伺つて見たいことがあるのであります、此酒と云ふものが人の身體精神と云ふものに及ぼす害毒と云ふことは、是は申すまでもなく……

〔伯爵奧平昌恭君「聽えませぬから、こちらにどうぞ……」と述ぶ〕

斯る害毒のある所の酒を造る爲に費す所の米の石數を伺つて置きたい、普通酒は四百萬石程造ると云ふことでありますが、之が爲に費す所の精米は二百五十萬石以上三百萬石以內あると云ふことを承はつて居りますが、其石數はどれ程であるかと云ふことを伺ひたいのであります、我が內地に於て國民の消費する石數と云ふものは是は農商務省の調査に依りますと云ふと、五千四百五十萬石であつて、供給不足額が三百三十萬石であると云ふことになつて居ります、三百三十萬石程我が國民が內地に於て食する所の米に不足を感じて居ると云ふことになつて居るやうであります、今回御發布になつた所の米麥輸出制限令に依りますと、どれ程外國に米が出て居つたかと云ふと、是は農商務省の……

○議長　公爵德川家達君　此法案に關係がないやうに思ひます。

○山脇玄君　大分關係があります、もう直ぐ濟みます、其制限令に依りますと云ふと大抵七十七萬石程外國に出て居る、斯う云ふことにまあ見えるやうであります、此制限令が嚴しく行はれました所で、七十七萬石の米が外國に出て行かないと云ふことに止まるのであります、此七十七萬石が外國に行かないと致しまして、前の供給不足額の三百三十萬石より減らして見ました所で、まだ二百五十萬石以上米の不足が出來るのであります……

○議長(公爵德川家達君)　山脇君、此法案に直接關係がないやうでありますから御止めを願ひたうございます。

○山脇玄君　もう直ぐ濟みます。

○議長(公爵德川家達君)　本案特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔山脇玄君「もう直ぐでございます」と述ぶ〕

○議長(公爵德川家達君)　許しませぬ、御降壇を請ひます……御降壇を請ひます。

〔成瀨書記官朗讀〕

未成年者飲酒取締に關する法律案特別委員

伯爵淸棲家教君　子爵堤雄長君
男爵石黑忠悳君　大澤謙二君
黑岡帶刀君　男爵神田乃武君
安立綱之君　江原素六君
網藏平輔君

○議長(公爵德川家達君)　日程第七、農會令中改正の請願、會議。

意見書案

農會令中改正の件

新潟縣農會副會長本間新作呈出

右の請願は農會か未其の所期の効果を收むることを得さるは會費の強制徵收方法を闕き且町村農會に於ける總會の組織不完全なるに歸因す依て農會令を改正し會費の滯納を國稅滯納處分の例に依り徵收するを得しめ且町村農會の總會を代議組織とせられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

○男爵高木兼寬君　第七日程の農會令中改正の請願に付ては、目下衆議院に農會法改正法律案が提出されまして審議中のやうに承知して居るのであります故に今日之を會議に付せられましたけれども、此議事は延期されむことを希望いたします、どうぞ滿場の諸君御贊成を願ひます。

○男爵石黑忠悳君　贊成。

○男爵坪井九八郎君　贊成。

○田中源太郎君　贊成。

○議長(公爵德川家達君)　高木男爵の日程第七の會議は延期したいと云ふ說に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　第八、「ルベシュベ」より湧別線に達する鐵道敷設の請願、第九、紀勢鐵道

速成の請願、第十天鹽線鐵道速成の請願、會議。

意見書案

「ルベシュベ」より湧別線に達する鐵道敷設の件

北海道紋別郡上湧別村平民農須見勝三郎外百七十三名呈出

右の請願は北見國は海陸の産物豐富なるに拘らす鐵道の敷設未完からさるは遺憾に堪へさるを以て大正十年度より起工せらるへき旭川「ルベシュベ」間の鐵道に接續して湧別線に達する鐵道を同時に敷設せられたし而して湧別線に於ける分岐點は下生田原、遠輕の兩驛中最有利なる地に選定せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

意見書案

紀勢鐵道速成の件

三重縣南牟婁郡木本町平民魚問屋業南爲太郎外六百七十九名呈出

右の請願は參宮線を起點として三重縣北牟婁、南牟婁の二郡を貫き紀州沿岸の各地を經て和歌山市に至る紀勢鐵道を敷設するは啻に同地方一帶の豐富なる資源を開發するのみならず交通上並國防上緊要なるに依り曩に之を敷設せられむことを議院に請願し採擇せられしと雖未敷設せられさるは甚遺憾なるを以て之を速成せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

意見書案

天鹽線鐵道速成の件

北海道留萠郡留萠町士族農出田平馬外二百四十八名呈出

右の請願は北海道天鹽郡天鹽、幌延、沙流の三村民等は曩に當局者の公言に信頼して天鹽線鐵道の敷設を待ちたるに當局者は計畫を變更して北見線を以て之に代へ後又別に輕便鐵道として天鹽線を敷設するに決せられたるも天鹽線の工事は甚遲緩にして國家經濟上並拓殖上遺憾に堪へさるに依り豫定を改め之を速成せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

○議長(公爵徳川家達君)　是等の請願は請願委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異議ないと認めます、是で本日の議事日程は終りましたが、外務大臣より外交上に關する御報告がある趣であります、外務大臣に發言を許します。

〔國務大臣子爵本野一郎君演壇に登る〕

○國務大臣(子爵本野一郎君)　諸君、今日は露國の狀況に關しまして一言御報告を申上げて置きます、御承知の如く露西亞と獨墺間には昨年の十二月以來「プレスト、リトウスク」に於きまして講和談判の會議が開かれて居たのでございます、然るに今月の十日に至りまして御承知の如く雙方間の談判は破裂になりまして、獨墺の委員は「プレスト、リトウスク」を立去つたのでございます、其當時露國の委員は講和談判は破裂になりましたけれども、最早戰爭は熄んだものである、而して露國政府は露西亞の全軍隊に對して復員を命じたやうな次第でございます然るに獨逸の方に於きましては講和談判が破裂した以上は戰爭狀態に復つたのであるから、二月十八日が休戰條約の切れる期日でありましたので、直ちに露國に對して再び戰爭行爲を開くことになつたのであります、そこで露西亞の方では大に驚きまして十九日に至つて無線電信を以て獨逸の講和條件は總て之を承諾すると云ふことを言つてやつたのであります、獨逸の方では無線電信で承諾の趣を承知する譯に行かぬ、書面を以て承諾の趣を申込んで來なければ承諾することは出來ぬと云ふことを通知すると同時に、依然として戰鬪行爲を繼續いたして、今尙ほ進行中でございます、從つて獨墺と露西亞との關係と云ふものは今日に於て依然として戰爭狀態であるのであります、露獨の關係が唯今申上げる通りの次第でございますに依つて、段々獨逸軍に露都に近づきつつあるやうな狀態であります、從つて露都に於きまして聯合國の使臣は之に對して如何やうに處したら宜いか、露都が愈々敵の手に落ちた場合には聯合與國の使臣は或は捕虜になるかも知れないと云ふ危險がありますので、本月の二十日に五大國の使臣は會議の結果一と先づ露西亞を引上げると云ふことに決定いたしたのであります、我が內田大使に對しましては豫てより訓令が出してございます、斯る危急の場合には聯合與國の使臣と能く熟議を遂げて、適宜の處置をするやうにと云ふ訓令を下してあります、それ故に內田大使も此際兎に角一應露都を引揚げる方が機宜に適して居るものと認められて引揚げることにした、それで汽車其他の準備が著き次第今月の二十三日頃には立つ積りであると云ふ電信が參つて居ります、けれども其後まだ愈々立つたと云ふ報告は今日に至るまで達して居りませぬ、それで愈立たれたか、まだ立たずに居られるか、ちよつと分り兼ねて居ります、兎に角立たれることにはなつて居ります、聯合與國の使臣が露都を引揚げると云ふ以上は聯合與國と又日本と露西亞との關係はどうであるかと申しますれば、是は此聯合與國、又日露の關係と云ふものは國交斷絶と云ふ關係ではないのであります、露都が危險に陷りましたから一應露都を立ち去る、私が得て居ります所の情報に依りますと、或國の使臣は露西亞の或る地點に止まると云ふやうなことも言つて來て居ります、まだ全部露國を引上げると云ふ譯でないので、兎に角露都を去ると云ふことでございます、露獨の間は未だ單獨講和と云ふものは成立ちませず、日露の間の關係と云ふものは未だ國交斷絶にはなつて居ない、是が今日の現在の狀況でございます、此事は將來に取つて極めて重要な問題でございますから、御參考の爲に一應御報告いたして置きます。

○江木千之君　外務大臣にちよつと伺ひたいのであります、大使の引揚げると云ふことは唯大使の身上に萬一怪我でもあつてはならぬと云ふのが趣意でありますか、露國政府は未だ我國に於て認めて居らぬにせよ、事實上のことを交渉するには相手にしなければなるまいと考へるのである、左すれば段々獨逸の勢力下に服從して來る以上は、西比利亞方面の如きも露國の力を以て愈々防禦し得るや否やと云ふことは最も今日遺憾に堪へぬ次第である、是等の點に付ては外交官は危險な場所を避けるにしても、或い國に止まつて相當に交渉すべきではないかと考へられる、今の御報告に依つて見ても、或國の大使に於ては或る地點まで引上げると云ふ者もあると云ふ事でございますが、我國の大使は非常に關係が多いに拘らず直ちに引上げて歸國すると云ふのは如何なる趣意でありませうか唯此一身に危險に及ぶ事を免れむが爲が主であるか、將た私の申す如くに交渉事件と云ふものは更に無いのであるかと云ふ事を承はりたいのと、尙ほもう一箇條は斯の如く露西亞が獨逸の勢力下に屈して參る以上は、いつ何時飛行船が浦鹽まで送られ、潜水艇が浦鹽に來て組立てられ、上には飛行機を放ち、海には潜水艇を放つと云ふが如き事がないとは申されぬのでありますが、露西亞は國交斷絶ではない交親國である、私親國であると云ふので其飛行機潜水艇が現はれるまでは政府は其儘見て居られるのでありますか、之に對して豫め相當な處置を執られることはないのであるかと云ふことを承はりたいのであります、尙ほ此他今日の形勢に差迫つて承はりたいことが種々ありますが、此公開の席では差控へて、或る機會を以て御尋をしたいと考へるのであります。

〔國務大臣子爵本野一郎君演壇に登る〕

○國務大臣(子爵本野一郎君)　江木君の御質問に對して御答いたします、內田大使が一應露都を引揚げられると云ふのは必しも一身の危險を免れると云ふが如き理由で引揚げられるのではないのでありますが使臣會議の節に露都の今日の狀況では列國の使臣が露都に止まつて居ても大したことは出來ない、又若し此處に居つて、獨軍の捕虜にでもなると云ふことになれば、本國政府に對して、非常な迷惑を掛けることである、であるからして此際は兎に角露都は引揚げる方が宜からう、斯う云ふことで皆一應引揚げることに決定したのであります、內田大使からも先づ哈爾賓まで引揚げて、哈爾賓で政府の訓令を請ひたい、斯う云ふことを言つて參つて居ります、で狀況如何に依つては或は再び露都へ返さぬならぬことがないとも限らぬことであります、此の點は左樣御承知置きを願ひたいのであります、第二には此の獨逸の勢力が段々極東方面に及んで來て居るか、之に對しては政府では如何なる處置を執る積りであるか

そこらの所の意見を聽きたい、斯う云ふ御質問のやうに思ひます、獨逸の勢力が亞細亞方面に及ぶ、此危險は政府に於ても深く考慮を致して居る次第でございます、之に關しまする處置等の如きもそれ〳〵考へて居ることでございまする、併ながら今此席に於て政府はどうしやう、斯うしやうと云ふことを明言する限りでないと思ひます。

○杉田定一君　私も江木さんの御尋になつたやうなことに付て伺ひたい、曩に總理大臣は東洋の平和は日本が雙肩を以て擔はにやならぬ、兵を東洋に起す場合には帝國として其決心をしなければならぬ、又外務大臣の言はれるには爰で到底歐羅巴に出兵するとか何とか云ふやうなことは、それはどうも唯今の所では不可能の處置であると云ふやうに傳へ聞いて居る次第でありますが、苟も東洋の平和を攪亂する所の即ち獨逸の勢力が益々東漸する場合に至つては累を帝國に及ぼす、即ち帝國の存立如何にもそれは關係することになつて來ることゝ思ふのであります、今日外務大臣が進んで議場へ御出でになつて、御報告になつたことは私は洵に感謝する次第であります、が、どうも是は說明する限りでない、是は言ふことは不利益であるとか云ふやうな兎角祕密主義を……祕密も宜いが、餘り祕密が過ぎはしないか、今日さう云ふことのないことは萬々望むことでありまするけれども、今日世界の有樣を以て見れば、若し一朝不幸に至れば、國民は老若男女の別なく今日立たなくちやならぬ、即ち全國の工業の動員もしなければならぬと云ふ場合である、唯祕密々々では……國民と共に其重任を擔けにやならぬ、それを唯祕密々々と云ふことに祕密も場合に依ります成るべく差支ない限りは之を公開して御貰ひしたい、今日の如き進んで御述べになつたと云ふことは洵に宜しい次第でありまするが、唯切に望むことは、先日總理大臣の御述べになつた東洋の平和を攪亂し、累を帝國に及ぼすと云ふやうになつたならば、斷乎としてやる、此御方針は宜しい、併ながら御方針だけで、實行が出來ないではいかぬ、支那に干涉はしないと言はれるが、事實干涉があつたと云ふことで、方針だけは立派で……

○議長（公爵德川家達君）　杉田君、御質問ですか……杉田君に伺ひますが、政府に對して說明を求めるのですか。

○杉田定一君　說明を求めるのです、それで十分總理大臣か御述べになつた所の其御方針に基いて、段段獨逸の勢力が露西亞に及んで「ペトログラアド」も陷落し、又西比利亞に及び、又一箇所に來て又一箇所に來る、餘り是は樂觀に過ぎて斯う云ふことになつて來たのではないかと思ふ、それで十分一つ總理大臣が御述べになつたことを一つ實行をせられるや否や、唯方針ばかりではいかない、十分それだけのことを少しも機宜を誤らないやうにして御貰ひしたいと思ふのであります、又今日の西比利亞の現狀と云ふものはさう云ふやうな憂は更にないと云ふのであるか、或はさう云ふ憂があると云ふならば之に對しての御考はどう云ふことであるか、其邊の御說明を承はりたい、それからもう一つ此機會に於て……屢々本會議に御出でにならぬから、此機會に於て御伺ひしたいのでありますが、滿洲のことであります、御承知の通り滿洲は日本が二大戰役を以て即ち興亡を賭して戰つた、各國に於ても支那と最も直接關係のある地域と認めて居る、曩に北を助け、南方を……

○議長（公爵德川家達君）　杉田君、杉田君に御注意を致します。

○杉田定一君　是から說明を願ひたい。

○議長（公爵德川家達君）　議長の申すことを暫時御聽きを願ひたうございます、唯今本野外務大臣が報告せられました問題だけに今日は願つて置きたいと思ひます。

○杉田定一君　それでは支那のことは今日は差控えます、隨分今日の西比利亞の狀況は如何であるか、決して憂ふべき所のものはないか、獨逸の勢力が東漸する憂はないのであるか、あるとすれば之に對する處置態度は如何にせらるゝかと云ふ……さうして其點に於て國民に安心させる樣にして御貰ひしたいと云ふのであります、此點に付て御說明を願ひます

「國務大臣伯爵寺內正毅君演壇に登る」

○國務大臣（伯爵寺內正毅君）　唯今の杉田君の御問に對しましては嘗て本院に於て述べました趣旨を實行するかどうか、又獨逸の勢力が東漸するに付て相當の措置を執り得るかどうか、斯う云ふことでございます。

「杉田定一君「もう一つ主義を……」と述ぶ」

承知しました、四年以來の此戰局の結果が形勢甚だ重大なる次第になりまして、之に付きましては嘗て政府の所見を陳述いたして置きました通りに、國家の違算のないやうに注意をする積りで、總てのことに付て處置しつゝあるのであります、併ながら新聞其他いろ〳〵な情報は根據のないものもありまする國民としては、冷靜に我國の前途を愆らず適當な處置を執つて行き、國家を安泰にすると云ふことが必要であると思ひます、政府も亦此趣意に於て考へて居ります、事柄の諸君に申上げて宜い時機に於きましては又怠らず申上げることに致しまするが、今日は總ての事柄が全くまだ決定もして居りませぬ、是より以上のことは申上げる時機でないと思ひます、今日は是だけに止めて置きたいと思ひます。

○高橋作衞君　唯今外務大臣の御報告になりましたる範圍でちよつと質問いたしたいのであります、內田大使は哈爾賓まで引揚げると云ふ報告ですが、此哈爾賓に引揚げると云ふことは政府に於て適當と御考へになつて居るのでありますか、場所地點に於きまして――御承知の通り哈爾賓は此前にも質問いたしました時に御答がありましたが領事團と云ふものがある、而して在外同胞の危險と云ふやうな問題の起つた時には其領事團がいろ〳〵相談をして、而して手續を經て同胞を保護する、日本からは直接兵を出すと云ふやうなことはしないと云ふやうな御答に伺つて居りました、內田大使は歸られて居りまして又其領事團なるものに御相談になると云ふやうなことになるのであるか、私は懸念に堪へないのであるが、斯の如き地點を以て引揚に適當なる場所と御考へになつて居るのであるか否かと云ふのが第一點、第二には「レニン」政府は獨逸に對し無線電信を以て、講和條件を容れると云ふことを……今度文書を取交はすと云ふやうなことに承はつて居りましたが之に對して露西亞の他の派はそれを適當と認めると云ふことになつて居るか、即ち「レニン」政府が實際なくなつて、他の何か實權を執るものが出來ると云ふやうなことがあるのでございませうか、如何でありますか、第三の點は私は斯う云ふ疑を有つて居るのであります、成程總理大臣に於かれまして、適當の時機に於てから東洋の平和を維持する所の國策を實行すると申して居られます、其國策を實行すると云ふ時機は今日ではなからうか、或は既に遲れて居るではなからうかと云ふ疑があります、例へば英國であるとか、佛蘭西であるとか、其他の國々の大使が踏ん張つて見た所で實は英國、佛蘭西其他の勢力と云ふものは露西亞に及ばないのである及び得るものは唯日本あるのみと考へて居ります、英國佛蘭西其他の大使が引揚げると同時に引取る、始終さう云ふ步調を取ると云ふことでなく、實力ある國が踏ん張つて居れば兎に角、日本が一日遲れゝば一日餘計勢力を回復しなければならぬと云ふ虞れがありまするが即ち其國策を實行するときは今日ではありませぬかどう云ふ御考でありませうか、唯今實行すると云ふけれども、私は實行する時機は既に過ぎて居ると思ひます、斯う云ふ點を以て實力の及ばない所の英佛の態度ばかり見て居らずに、もう御決定なさる時機ではないか、如何か、ちよつと御伺ひ致します。

「國務大臣子爵本野一郎君演壇に登る」

○國務大臣（子爵本野一郎君）　內田大使は哈爾賓まで一應引揚げて哈爾賓で政府の訓令を請ふと斯う云ふことになつて居ると云ふことを申上げましたら、一體哈爾賓まで引揚げると云ふことは宜いと認めて居るかどうか、私は內田大使が哈爾賓まで引揚げられて、哈爾賓で請訓せられると云ふことは別に差支ないと考へて居ります、第二の御質問は「レニン」政府に代つて何か政府が出來さうであるかどうかと云ふ御質問でありまするが、是はまだ確報を得て居りませぬ、それから第三の點に付きましては唯今まで私又總理大臣から御答辯になりましたことの外は今日は御答辯いたし兼ねます。

○高橋作衞君　問題の範圍が外務大臣の御報告のありました範圍でありまするからさう澤山は申しませぬが、唯念を押して置きまするか、哈爾賓は適當の場所と思ふ、適當の場所と思はぬと云ふ意味は、例へば內田大使が引揚げられても外國の領事團其他の牽制を受けないと云ふ意味に了解しますが、其他のことはもう少し材料を拜聽して、其上で質問を致します

「國務大臣子爵本野一郎君演壇に登る」

○國務大臣（子爵本野一郎君）　唯今の御話は勿論のことゝ思ひます。

○議長（公爵德川家達君）　次の議事日程は決定次第本院彙報を以て御通知に及びます本日は是にて散會

午後零時三十九分散會

○大正七年三月一日（金曜日）
午前十時五分開議

議事日程　第九號

第一　田邊輝實君、岩村兼善君請暇の件
第二　裁判所の設立に關する法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會
第三　大正二年法律第九號中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會
第四　市町村立小學校敎員俸給國庫負擔法案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會
第五　鐵道敷設法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）
第六　足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）
第七　朝鮮事業公債法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）
第八　樺太事業公債法案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）
第九　東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）
第十　帝國大學特別會計法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）
第十一　醫師法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會
第十二　私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案（衆議院提出）　第一讀會
第十三　鳥取縣東伯郡市勢村金市に登記所設置の請願　會議
第十四　北海道中川郡豊頃村に登記所設置の請願　會議
第十五　臨町區裁判所半田出張所設置の請願　會議

○議長（公爵德川家達君）　一昨二十七日本院議員に勅任せられました子爵田尻稻次郎君の席次は松岡男爵の次席と確定いたしました、其部屬を第四部に定めました、是より諸般の報告を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

去月二十五日本院に於て修正議決したる左の政府提出案は即日之を衆議院に送付せり
共通法案
同日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり
貨幣法中改正法律案
登錄稅法中改正法律案
同日本院に於て採擇すへきものと議決したる「ルベシュベ」より涵別線に達する鐵道敷設の請願外二件の請願は各意見書を附し即日之を政府に送付せり
同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し
戰時船舶管理令（承諾を求むる件）特別委員會
委員長　伯爵寺島誠一郎君
副委員長　小松謙次郎君
同日特別委員長より左の報告書を提出せり
朝鮮事業公債法中改正法律案可決報告書
樺太事業公債法案可決報告書
同月二十六日特別委員長より左の報告書を提出せり
鐵道敷設法中改正法律案可決報告書
足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案修正報告書
同日政府より左の報告書を受領せり
大正四年四月一日より同五年三月三十一日に至る各省所管官有財產增減異動報告書
大正五年四月一日より同六年三月三十一日に至る各省所管官有財產增減異動報告書
同日衆議院より左の政府提出案を受領せり
市町村立小學校敎員俸給國庫負擔法案
同日衆議院より左の法律案を提出せり
私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案
一昨二十七日請願委員長より左の報告書を提出せり
請願委員會特別報告第三號
同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し
朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案特別委員會
委員長　伯爵淸閑寺經房君
副委員長　男爵宇佐川一正君

從二位勳一等法學博士子爵田尻稻次郎君
同日貴族院令第一條第四項に依り貴族院議員に任せらる
昨二十八日委員長より左の報告書を提出せり
遠洋漁業獎勵法中改正法律案可決報告書
請願文書表第六回報告書

○議長（公爵德川家達君）　是より本日の會議を開きます。

○淺田德則君　本員は此際豫算審査期限に付て一言いたしたいと思ひます、御承知の通り大正七年度の各豫算案は審査期限を三月五日までと定めましたのであります、然るに酒造稅法中改正法律案外四件、是は最も豫算に關係を有する所の案であります、此案が今尙ほ特別委員會に於て審議中でありまして、決定に至りませぬ故に、各分科の報告も從つて豫定の如く參りませぬのであります、故に此の際豫定の期限を延長いたしまして、三月八日までと致したいと考へます、どうか諸君の御贊同を請ひたうございます。

○子爵前田利定君　贊成いたします。

○子爵靑木信光君　贊成いたします。

〔「其他「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　淺田君の動議に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第一、田邊輝實君、岩村兼善君請暇の件、田邊君病氣に付き會期中、岩村君病氣に付き十七日間の請暇でございます、何れも許可を致して御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第二、裁判所の設立に關する法律案。第三、大正二年法律第九號中改正法律案。政府提出、衆議院送付第一讀會、御異議がなければ、第二、第三の法案は束ねて問題に供し、委員も同一委員に付託いたします、尙ほ御諾りを致します、本日も通牒文の朗讀は省略いたしたく存じます、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

〔左の送付文及議事に朗讀を經さるも參照のため玆に收錄す以下之に倣ふ〕

裁判所の設立に關する法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月二十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

裁判所ノ設立ニ關スル法律案

千葉縣東葛飾郡松戶町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ松戶區裁判所ト稱ス
栃木縣芳賀郡眞岡町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ芳賀區裁判所ト稱ス
群馬縣北甘樂郡富岡町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ北甘樂區裁判所ト稱ス
新潟縣刈羽郡柏崎町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ柏崎區裁判所ト稱ス
京都府船井郡園部村ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ園部區裁判所ト稱ス
兵庫縣川邊郡伊丹町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ伊丹區裁判所ト稱ス
兵庫縣加東郡社町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ社區裁判所ト稱ス
奈良縣宇陀郡松山町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ宇陀區裁判所ト稱ス
和歌山縣伊都郡妙寺町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ妙寺區裁判所ト稱ス
德島縣麻植郡川島町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ川島區裁判所ト稱ス
福井縣大野郡大野町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ大野區裁判所ト稱ス
島根縣大原郡木次町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ木次區裁判所ト稱ス
長崎縣壹岐郡武生水村ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ武生水區裁判所ト稱ス
大分縣西國東郡高田町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ玉津區裁判所ト稱ス
熊本縣玉名郡高瀨町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ高瀨區裁判所ト稱ス
岩手縣稗貫郡花卷町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ花卷區裁判所ト稱ス
岩手縣膽澤郡水澤町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ水澤區

裁判所ト稱ス

秋田縣雄勝郡湯澤町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ湯澤區裁判所ト稱ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大正二年法律第九號中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月二十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

大正二年法律第九號中左ノ通改正ス

別表裁判所管轄區域表中千葉區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

千葉	千葉縣ノ内 千葉郡　印旛郡　長生郡　夷隅郡 市原郡ノ内 姉崎町　五井町　八幡町　鶴舞町　千種村　東海村 市原村　海上村　菊間村　市東村　市西村　養老村 戸田村　明治村　内田村　高瀬村　富山村　平三村 濕津村
松戸	千葉縣ノ内 東葛飾郡

同表中宇都宮區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

宇都宮	栃木縣ノ内 宇都宮市　河内郡　上都賀郡 鹽谷郡ノ内 氏家町　栗山村　藤原村　三依村　船生村　大宮村 阿久津村
芳賀	栃木縣ノ内 芳賀郡

同表中大田原區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

大田原	栃木縣ノ内 那須郡 鹽谷郡ノ内 矢板町　喜連川町　泉村　箒根村　鹽原村　玉生村 北高根澤村　熟田村　片岡村

同表中高崎區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

高崎	群馬縣ノ内 高崎市　碓氷郡　吾妻郡 群馬郡ノ内 倉賀野町　金古町　室田町　佐野村　岩鼻村　大類村 瀧川村　京ヶ島村　新高尾村　中川村　塚澤村　六郷村 長野村　久留馬村　倉田村　車郷村　箕輪村　相馬村 上郊村　堤ヶ岡村　國府村　清里村　桃井村　片岡村 多野郡ノ内 藤岡町　新町　鬼石町　吉井町　神流村　小野村 八幡村　美土里村　平井村　美九里村　三波川村　多胡村 入野村　日野村　美原村
北甘樂	群馬縣ノ内 北甘樂郡 多野郡ノ内 神川村　中里村　上野村

同表中長岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

長岡	新潟縣ノ内 長岡市　古志郡　北魚沼郡 三島郡ノ内 與板町　寺泊町　出雲崎町　片貝村　來迎寺村　岩塚村 深才村　日越村　王寺川村　關原村　宮本村　大積村 日吉村　脇野町村　大津村　黒川村　桐島村　島田村 西越村　塚山村 南蒲原郡ノ内 今町　見附町　大面村　坂井村　新潟村　庄川村 葛巻村　中之島村
柏崎	新潟縣ノ内 刈羽郡

同表中京都區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

京都	京都府ノ内 京都市　愛宕郡　葛野郡　乙訓郡　紀伊郡　宇治郡 久世郡　綴喜郡　相樂郡
園部	京都府ノ内 船井郡　南桑田郡　北桑田郡

同表中神戸區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

神戸	兵庫縣ノ内 神戸市 武庫郡
伊丹	兵庫縣ノ内 尼崎市 川邊郡 有馬郡

同表中姫路區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

姫路	兵庫縣ノ内 姫路市 飾磨郡 印南郡 加古郡 神崎郡
社	兵庫縣ノ内 加東郡 加西郡 多可郡

同表中奈良區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

奈良	奈良縣ノ内 奈良市 添上郡 生駒郡 山邊郡 磯城郡 北葛城郡 高市郡
宇陀	奈良縣ノ内 宇陀郡 吉野郡ノ内 四郷村 高見村 小川村 上龍門村

同表中和歌山區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

和歌山	和歌山縣ノ内 和歌山市 海草郡 有田郡 那賀郡ノ内 岩出町 安樂川村 奥安樂川村 調月村 東貫志村 中貫志村 西貫志村 丸栖村 田中村 山崎村 根來村 上岩出村 小倉村 東野上村 中野上村 南野上村 北野上村 小川村 上神野村 下神野村 猿川村 長谷毛原村 眞國村 志賀野村 細野村
妙寺	和歌山縣ノ内 伊都郡 那賀郡ノ内 粉河町 名手町 池田村 長田村 王子村 狩宿村 川原村 上名手村 麻生津村 龍門村 鞆淵村

同表中脇町區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

脇町	德島縣ノ内 美馬郡 三好郡
川島	德島縣ノ内 麻植郡 阿波郡

同表中福井區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

福井	福井縣ノ内 福井市 足羽郡 吉田郡 坂井郡 今立郡 丹生郡 南條郡
大野	福井縣ノ内 大野郡

同表中松江區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

松江	島根縣ノ内 松江市 八束郡 能義郡
木次	島根縣ノ内 大原郡 仁多郡 飯石郡

同表中今市區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

今市	島根縣ノ内 簸川郡 安濃郡

同表中平戸區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

平戸	長崎縣ノ内 北松浦郡ノ内 平戸町 平戸村 大島村 生月村 中野村 獅子村 紐差村 中津良村 津吉村 志々伎村 笛吹村 前方村 柳村 平村 神浦村 南田平村 田平村 星鹿村 御厨村 志佐村 上志佐村 調川村 今福村 福島村 鷹島村 江迎村 鹿町村
武生水	長崎縣ノ内 壹岐郡

同表中中津區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

中津	玉津
大分縣ノ内 下毛郡 宇佐郡ノ内 長洲町 宇佐町 四日市町 天津村 長峰村 横山村 廳生村 糸口村 高家村 八幡村 柳ヶ浦村 和間村 西馬城村 驛館村 豊川村 兩川村 高並村 東院内村 院内村 南院内村 明治村 龍王村 安心院村 津房村 佐田村	大分縣ノ内 西國東郡ノ内 高田町 河内村 田染村 東都甲村 西都甲村 草地村 呉崎村 西眞玉村 中眞玉村 上眞玉村 臼野村 三浦村 岬村 三重村 東國東郡ノ内 竹田津町 上伊美村 伊美村 姫島村 熊毛村 來浦村 速見郡ノ内 立石町 宇佐郡ノ内 封戸村 北馬城村

同表中熊本區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

熊本	高瀬
熊本縣ノ内 熊本市 飽託郡 宇土郡 菊池郡ノ内 大津町 原水村 津田村 瀬戸村 陣内町 平眞城村 護川村 北合志村 泗水村 合志村 西合志村 田島村 阿蘇郡ノ内 錦野村 山西村 上益城郡ノ内 白水村 下益城郡ノ内 松橋町 小川町 海東村 守富村 河江村 小野部田村 當尾村 豊福村 豊川村 杉合村 天草郡ノ内 登立村 維和村 上村 中村 湯島村	熊本縣ノ内 玉名郡

同表中盛岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

盛岡	花卷
巖手縣ノ内 盛岡市 巖手郡 紫波郡	巖手縣ノ内 稗貫郡 和賀郡 膽澤郡ノ内 相去村

同表中一關區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

一關	水澤
巖手縣ノ内 西磐井郡 東磐井郡ノ内 千厩町 大原町 折壁村 矢越村 小梨村 八澤村 大津保村 藤澤村 黄海村 薄衣村 奥玉村 磐清水村 門崎村 松川村 舞川村 長島村 田河津村 長坂村 猿澤村 摺澤村 澁民村 興田村	巖手縣ノ内 江刺郡 膽澤郡ノ内 水澤町 前澤村 佐倉河村 眞城村 姉体村 白山村 古城村 衣川村 小山村 南都田村 若柳村 永岡村 金ヶ崎村 東磐井郡ノ内 生母村

同表中横手區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

横手	湯澤
秋田縣ノ内 平鹿郡ノ内 横手町 淺舞村 沼館村 大森村 山内村 榮村 醍醐村 三重村 植田村 睦合村 吉田村 福地村 里見村 八澤木村 館合村 阿氣村 田根森村 旭村 朝倉村 境町村 黒川村	秋田縣ノ内 雄勝郡 平鹿郡ノ内 増田町 十文字村

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前從前ノ管轄裁判所ニ於テ受理シタル事件ハ其ノ裁判所ニ於テ之ヲ完結ス

〔國務大臣松室致君演壇に登る〕

○國務大臣(松室致君) 裁判所の設立に關する法律案、之を說明いたします、大正二年行政整理に當りまして區裁判所を百二十八箇所廢止せられましたが、其中四十六箇所は昨年の特別議會に於きまして復活即ち新設をされました、是は今日既に各々職務を執つて居りまするのでありまするが、尙ほ是では足りませぬ、まだ多くの區裁判所を復活せねばならぬと云ふ必要がありまするのでありまするが、差當り最も急を要するもの十八箇所を選びまして之を此度此計畫を提出いたしたのであります、何卒御贊同あらむことを希望いたします、それから大正二年法律第九號中改正法律案、是は唯今申述べました十八箇所の區裁判所を復活いたしました曉に、今まで定つて居る所の裁判所の管轄變更いたしまして、之を十八箇所の裁判所に配置せなければならぬのでありまず、即ち其裁判所管轄に關する法律案でありますのであります、是も宜しく御贊同あらむことを希望いたします。

○議長(公爵德川家達君) 別に御質問もないと認めますから、特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

裁判所の設立に關する法律案外一件特別委員

子爵勘解由小路資承君　子爵永井尙敏君
平山成信君　男爵若王子文健君
石渡敏一君　加太邦憲君
德富猪一郎君　田島竹之助君
植竹三右衞門君

○議長(公爵德川家達君) 第四、市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案

右政府提出案本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月二十六日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

(行間空なきものは衆議院の修正、――は同削除の符號なり)

義務教育費
市町村立小學校教員俸給國庫負擔法

第一條 市町村立。尋常小學校ノ正教員及准教員ノ俸給ニ要スル費用ノ一部ハ國庫之ヲ負擔ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ國庫ノ負擔トシテ支出スヘキ金額ハ毎年度千萬圓ヲ下ラサルモノトス

第三條 國庫支出金ハ第四條ノ規定ニ依リ交付スル金額ヲ除キ其ノ半額ハ前年六月一日ニ於ケル市町村立。尋常小學校ノ正教員及准教員ノ數ニ、他ノ半額ハ前年六月一日ニ於ケル市町村ノ就學兒童數ニ比例シテ之ヲ市町村ニ交付ス

第四條 文部大臣ハ國庫支出金ノ十分ノ一ヲ超エサル範圍內ニ於テ資力薄弱ナル町村ニ對シ特ニ交付金額ヲ增加スルコトヲ得

第五條 本法ノ適用ニ付テハ市町村組合又ハ町村組合ハ之ヲ市町村ト看做ス市制又ハ町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル市町村ニ準スヘキ公共團體、其ノ組合又ハ小學校設置區域亦同シ

本法ノ適用ニ付テハ市町村立尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ敎科ヲ授クヘキ部分ハ之ヲ市町村立尋常小學校ト看做ス

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君) 唯今議題になつて居りまする市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案提出の理由を大略申上げます、國民の義務教育は申上げますまでもございませぬ、貴賤貧富の差別なく、苟も國民たる者が受けなければならぬ所の最低限度の教育でございます、故に父兄の貧富に拘らず、又町村の貧富に拘りませず、此教育を完からしむる所の設備を致さなければならぬのでございます、それ故に之を單に父兄の力若くは町村の力にのみ委ね置くと云ふ事は其當を得たものでございませぬので、明治五年に學制を頒布いたしました當時より、國庫に於て此費用に對して相當の支出をなすと云ふ事の主義を決定いたしました、翌明治六年から明治十三年に至ります八箇年の間と云ふものは、國庫から相當の支出を致しまして、其の國庫の支出金と町村の支出金と相俟つて此の教育を與へたのでございました、然るに明治十四年から以後は財政の困難なるが爲めに、此の國庫の支出金を廢止いたしまして、小學校の費用と云ふものは專ら町村の負擔に屬すと云ふことの主義を執りました、引續いて今日に至りましたのでございます、之れが爲めに町村の教育費と云ふものは年々歲々增加を致しまして、既に大正三年度の決算を見ますると、町村の經費合計二億一千萬圓ばかりの中に就きまして、小學校の教育費と云ふものが五千五百萬圓ばかりに上ぼつて居りまするやうな譯でございます、左樣に致しまして或る町村に付て見まするると、其町村費の七割以上が町村の教育費になつて居ると云ふやうな次第でございます、左樣なる次第でございまするが故に教育の改善を圖らむと致しまするに於て、最早町村に於ては餘力がございませぬので、どうしても是は學制頒布の當時定めましたる所の主義に基いて小學校費用の一部と云ふものは國庫に於て之を負擔すると云ふことを實行いたさぬければならぬと云ふことは、既に數年前から朝野の間に論議をせられて居る所でございまして、最近に於きましては昨年衆議院に於きましても全會一致の建議が提出になつて居ります、又教育會議に對しまして、小學教育の改善に付て諮問を致しましたる際にも教育會議に於きましても此小學教育の改善を圖る爲には到底是は町村の力だけに委ねて置いては改善を圖ると云ふことは出來ないのであるから、國庫に於て相當の負擔を爲すが宜しからう、此目的とする所は教員俸給の半額を目的と致します、それに達する迄は出來べきだけ國庫の支出金を增加いたして、小學の費用に充てたならば宜しからうと云ふ教育會議に於て決議を致しましたやうな譯でございます、是等の次第でござりまするに依つて、今回此法案を提出いたしまして、即ち學制頒布の當時に定めましたる所の主義を實行いたすと云ふことの計畫を定めました次第でございます、此法律案は御覽の通りに五箇條から成つて居りまして、極めて簡單なるものでございまするが要するに此政府支出金の配布の方法を定めましたのでございます、で此法律案に對しまして衆議院に於て修正を加へましたのであります、其修正の趣意は、原案に於きましては市町村立小學校の費用を國庫から一部負擔すると云ふことになつて居つたのでございまするが、衆議院に於きましては是は町村の隨意事業に屬する所の高等小學の費用に對しては、國庫から之を支出すると云ふことは必しも急務であるまい、それよりは先以て町村の義務になつて居りまする所の尋常小學の經費に限つて、國庫から支出いたすと云ふことが適當であらうと云ふ趣旨を以て修正を加へましたのでございます、で此修正に對しましては當局者に於きましても異議はございませぬのであります、どうぞ御審議の上御協贊を希望いたします。

〔仁尾惟茂君演壇に登る〕

○仁尾惟茂君 私は唯今議題に上ぼつて居りまする所の小學校教員俸給國庫負擔法に付きまして政府に質問いたしたいと思ひます、第一此法案の題目即ち表題、並に第一條に於きまして「國庫之ヲ負擔ス」と斯うございます、此國庫負擔と云ふことに付きまして御尋ねを致したいのであります、で是は從來の負擔法、即ち市町村費の負擔を變じて、即ち其負擔の性質を變じて、之を國庫に移すと斯う云ふの意味であらうと思ひます、又文部大臣の說明せられた所もそれに歸着しまするやうであります、之に付きまして御尋ねを致したいのは、從來此教育費の負擔なるものは國に於て是が區別がありまして、即ち小學校の費用は町村の負擔、中學校若くは師範學校は府縣の負擔、其以上は國の負擔と斯う云ふことに制度の上で定まる、即ち是は學制發布以來、又十二年に府縣會を開いて地方經濟を定むる時に於きましても同樣變化はない、又其後二十三年に國會を開いて、豫算の制を定めたる時も、此三つの區別と云ふものは少しも動いて居ないのである、就中小學校費の町村負擔なるものはどうであるかと言へば、兒童の教育は父兄の義務である、町村の義務である、斯う云ふことに最初より定まつて、爲に是が父兄たる者及町村は教育費と云ふことに至つては我子を育つることであるから喜んで是は支出いたして居る、又自分が費用を出して自分が之を育て、之を營むと云ふことである、謂はゆる自給自營とも申すべきものでありまするが爲に、是が費用の點に於きましても大に濫費を制し、無益の費用を掛けず、誠に節約的に且つ經濟的に出來て、さうして今日までの教育の結果はどうであるかと言へば、就學の數に於きましても他に劣らない位な普及を致して居るのである、斯う普及を致して居る此費用を、今之を變ずる、誠に良習慣、良制度であつて、是は私は他へ對しても誇るべき所の一の良習慣でないかと考へるのである、何も之を他のことを見習ひ、他のことの獨に倣ひ、單純

なる理論理想等に馳せて、徒らに是は改むべきものではないと思ひまする、何故に斯の如き成績を得、斯の如きものであるのを、强ひて之を收むるは如何なる理由に基かるゝのであるか、第一之を承はりたい、又凡そ國が或者に對して此現狀より以上の希望を以て、或は之を擴張し若くは是が改善を圖ると云ふ場合に於きましては他に方法がある、即ち我國には總て此補助法なるものがあつて之を補つて居るのである、補助法であれば、補助法はどう云ふものであるかと云へば、玆に一つの主體なるもがあつて其主體と云ふものは動かせば、此主體をして立ち行くやうに、發達せしむるやうに之を補つて行くのが即ち補助法である、我國に於ては澤山に是が例がある事でありまするから、何故に此主體なる國の從來制度とし、慣行としやつて居る所の此主體を動かし性質を變じてせずとも補助法を以てすれば出來な、事ではない、之を一つ御尋を致します、それから第一條に小學校の正教員及准教員の俸給に要する費用は國庫之を負擔すると、斯う云ふ意味になつて居りまするが、殊に又先刻文部大臣の説明せらるゝ所は、專ら教員俸給費に充つるやうな御趣意に承はりましてございます、成るほど法も其通り書いてありまするが、之に付きまして御尋を致したいのは、此俸給は國庫之を負擔するとありまする此趣意は教員俸給を增加するの趣意であるか、又は是は俸給は增加するともせないとも適宜である、此費用は他の町村費に使つても宜しいと、斯う云ふのであるか、之を具體的に申しますれば、例へば俸給の平均は二十圓である、其上に加へて五圓を足し二十五圓となし、即ち現在の俸給に增俸をし、謂はゆる教員優遇の積りであるか、又は二十圓の上には一文も加へず、國庫から交付したる所の金額は之を町村に於て收入の本の一つの財源に組んで仕舞つて他の地租附加税、所得税附加税の如きものと同じやうな財源に組んで仕舞つて置いて、さうして支出の點に至つてはどうするかと云へば、從來の二十圓の教員俸給には一文も增さず、若くは之を減じて置いて、さうして其支出の所には、例へば道路修繕の費用を增加するとか、又は町村の共本財産の買入を爲すとか、斯う云ふ事の支出に充つる、又何も支出を增加せず、右等のものにも充てずして、さうして町村人民が各個に納むる所の町村税の額を減じて、仕事もせないが負擔の方を減じて仕舞つてしやう、斯う云ふやうな事になつて、仕舞つても宜しいのであるか、で之を取摘まんで申しますれば國庫から出した所の金、即ち町村の交付を受けたる所の金は俸給には一文も使はずして總て是は他の町村費に全部使つても宜しいのであるか、全く是等は町村の隨意に委すのであるか、此法案を通觀いたして見ますれば何も教員の俸給に限つて使はねばならぬと云ふ法は何所にもない、唯俸給とあるのみであつて、實際之を町村が施行するときになれば、總て前述いたしました通りのことになつて仕舞ふことになつて居るのである、斯の如きものと見ますするならば此法案は名は教員俸給國庫負擔法であるけれどもが、其實は町村費國庫負擔法、即ち町村費を國庫が負擔すると云ふことに事實はなつて來はしませぬか、どうしても此法を見ますれば其所に解するよりほか致し方はないと思ひます、其點を伺ひます、それから第三條でございまするが、是は金を割付けまするのに、教員の數若くは就學兒童の數に割付けるとありますが是亦どうも事實に副はない法ではないかと考へます、で何故ならば此支出したる所の金は實際右の如き教員俸給のみではない、之を假に此支出……國庫支出の金は半分は教員俸給となり、半分は町村費の負擔輕減になると假定いたしましたならば、即ち其半分の五百萬圓と云ふものは此第三條に依つて教員の數なり、就學年齡兒童の數に配付することになりませうと思ひますけれども町村費輕減の爲に此半額が當ると致しますれば、甚だ是は不都合なる配付法になつて、で町村費輕減の爲に配付するものなれば、或は町村の收入になりまする所の各目、即ち所得税附加税なら附加税、地租附加税なら附加税、斯う云ふものに割當つるが適當ではないか、斯の如く第三條に於きましても甚だ事實に副はない法ではないか、之を一つ御尋いたします、又第四條に資力貧弱なる町村に對し、殊に交付金額を增加すると、斯うございまするが、それで貧弱なる町村に對して交付すると云ふ文字の上、即ち意義を察して見ますれば即ち是れは貧弱町村の救濟に充つる、斯う云ふ意味になつて來やうと考へまする、抑々此の町村の貧弱なると云ふ程度並に標準は何に據られたものでありまするか、又凡そ其の貧弱なる町村の數と云ふものは大凡どの位であるのであるか、此の數が定まらなければ、其の十分の一即ち百萬圓と云ふ金が、果して町村の……貧弱町村の救濟になるか、ならぬかと云ふことも分りませぬ、故に私の御尋をするのは、貧弱なると云ふ町村の程度、標準、並に其の數である、又大凡貧弱と云ふことに付きましては、右の如く何か玆に標準がなくちやならぬ、さうして此の貧弱なる町村を救濟すると云ふことは、先順序がありはせぬか、第一に之を統轄して居る所の郡は此貧弱町村の救濟に付てどう云ふことをして居るか、第二に最も是等のことをして往かねばならぬ所の府縣は即ち立派な一つの經濟を有つて居る、是は町村に對して町村救濟の方法は如何なることをして居るか、如何なる方法を立てゝ居るか、凡そ町村の救濟をしまするのには、或は順序がありませぬとか思ひまする、然るをそれ等のことも分らずして、國が縣なり郡なりの機關を飛越して、直ちに之を救濟すると云ふことは、素より是は事柄に依りまするが、通常として貧弱なる町村と云ふことに付ては凡そ郡なり、縣なりに於ても是等の一應の考があることであらうと考へます、之を一つ御尋ねいたします、それで要するに私の疑問とするのは、此法律案は名と實とが違つて居る、即ち俸給の事柄と、町村費輕減の事柄と、此二つのものが含んで居る、それを一つのものにしやうと云ふのであるから、此疑問が起り此法と云ふものは誠に不徹底な分らない法律になつて來て居りはせぬかと考へまする、それで要するに此二つの教員の優遇と云ふことゝ、町村費負擔輕減と云ふことゝ、此二つが含んで居ると思ひますが、素より教員優遇と云ふことに付きましては、現內閣の施政の方針にも、教育の振興と云ふことを聲明されまして、我々に於きましても教員優遇は即ち教育改善の本である、尤も是は縱令今日の如き時局の際と雖も、是は急務なりとして仕遂ぐべきものである、然るに町村費輕減に至りましては如何である、今日時局の際に爲すべきものであるか、ないか、即ち是は爲すべきものでないと云ふのは明かな例があるのである、それは何であるかと云ふと、此町村費負擔輕減と云ふことは國が税を增して……其增税の中を以て町村費を輕減すると、斯う云ふことになつて來ますので、即ち一の税制整理ではないか、税制整理のことは衆議院が既に不急なる……急がぬことゝなり、是は平和克復後を以てすべき事柄である、政府も之に御同意をなされて居つて、不急のことであるとしてある、然るに町村費輕減と、他の政府が出された通行税・其他の輕減と云ふこととの、總ての税制整理と云ふことと、どこに緊急があるか、寧ろ私は一個人の納むる所の税は減じても、町村の税と云ふものは、どちらかなれば、是は耐ふべきものではないかと、斯う考へる、殊に斯う云ふ關係を有つて居るものでありながら、此時局に際しまして非常に國は急要なる所の經費から負擔して行かなければならぬのであるに拘らず、此町村費輕減をする所の必要があるのでありませうか、如何でございませうか、增税をしてまでもせにやならぬ負擔輕減でありませうか、誠に解し得られざる所のものであります、此點に付て質問を致しますが、明かに御答あらむことを望みます。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君) 唯今仁尾君の御尋ねになりました箇條は四點であると存じます、第一は此國庫負擔と云ふ主義を定めた事に付ての御質問でありました、仁尾君の御意見では小學校の費用と云ふものは是は固より町村の負擔に屬すべきもの、中等教育の費用は是は府縣の負擔に屬すべきもの、高等教育の費用は是は國の負擔に屬すべきものと、斯樣に分界を立てゝ教育の施行を致して參つた我國の習慣は是は良習慣である、之を今回改めて國庫が小學校の費用の一部を負擔すると云ふことにするのはどう云ふものであるか、何故に斯樣なる改正をするのであるかと云ふ御尋ねであつたやうでございます、此點に付きましては先刻既に申上げましたる通りに、小學校の費用を專ら町村をして負擔せしむると云ふことは決して是は定まつて居る事柄ではないのでございます、先刻も申上げまする通りに、小學の義務教育と云ふものは國民一般に必ず是は受けにやならぬ所の教育であります、即ち矢張り是は國の政務で國政事務の一部でございまするので、之を國庫に於て相當に支辨を致して實行いたすと云ふことは寧ろ當然のことではないかと思はれるのでございます、それ故學制頒布の當時からして其主義を執りまして同時に是は尠からぬ經費を國庫から支出いたして居つたのであります、其時には如何なる言葉を用ひて居つたかと云ふと、其當時の事柄でございまするから正確な言葉は用ひて居りませぬのでありますけれ

ども、併ながら此小學校費用の顯著なる部分は從任費の七割以上教育の爲に支出して居るやうな町村もあります、又或る町村に於ては町村費の或は一割とか、一割半と云ふ僅少なる部分を支出いたして居る所もあるのであります、或る町村に於ては教員に對しましては出來得べきだけ優遇を與へて、既に今日に於て町村の力以上のことを此教育の爲に盡して居りまする所もあります、或る町村に於ては其餘裕のある所もあります、故に之を一概に二十圓の教員は必す二十五圓になるかどうか、或る地方に於ては二十圓の教員は一文も增さずに居ると云ふやうなことがありはせぬかと云ふ御尋ねに對しましては、是は町村に依りまして二十圓の教員か二十五圓になる所もございます、又或る地方の町村に依つては教員に對して此際增俸する必要のない町村もございませうと思ひます、それ等の事は實際町村の狀況に當つて見ませぬと分りませぬであります、要するに町村と云ふものは自分が力に堪え得る限り教員を優遇をすると云ふ事に付ては少しも躊躇せぬのである、今日まで教員に向つて相當の優遇を與へないものは、町村の力が乏しいから優遇を與へたくても與へる事が出來ぬと云ふやうな實況でございます故に、町村に向つて相當の餘裕が出來ますれば即ち教員優遇と云ふものも是に依つて出來るのでありまして、優遇と申すことと、町村の補助と云ふ事柄とは決して相悖るものではない、斯樣に考へて居るのでございます、即ち此法律に依りまして、兩方の目的を同時に達すると云ふ考を致して居るのでございます、次は第三條に對しての御尋ねでございますが、第三條には此千萬圓の金額を分配するに當つて、半額は教員數に比例し、半額は兒童數に比例して之を交付するとあるからして半額と云ふものは教員の優遇に用ひるのであらう、殘りの半額は其以外のものに用ひるのではないか、斯う云ふ御尋ねでございますが、是は全然左樣ではございませぬであります、斯樣に半額づゝに分ちました其理由は、教員の數ばかりに比例して之を配當いたしますると、學齡兒童の數に應じて比較的多數の教員を置いて居る地方に於ては利益になるのでございます、例へば一學級の編成を四十人位に編成いたしまして、三學級で百二十人の生徒に對して三人の教員を置いて居る所もあります、此教員の頭數に應じて配當をして行きますれば大變利益になるのであります、是に反して百二十人の生徒を二學級に編成して、教員を二人しか置いて居らない地方には大變損になります、それ故此教員の數ばかりに比例して之を分配すると云ふことは當を得たものではあるまいと云ふ考を致した譯であります又一方の生徒數ばかりに比例して分配いたしますると、教員の數が少いにも拘らず、國庫から支出する所の金が比較的餘計受取ると云ふやうなことになりますので、それ故是れは半分に分ちまして、教員數を半分は目安とし、半分は生徒數を目安とすると云ふ事に致しまして、斯樣なる規定を定めたのであります、故に是は單純に交付金の分割の目安に過ぎないのであります、此半額を以つて教員の俸給を增し其の他を町村負擔輕減に充てると云ふやうな精神は少しもございませぬのであります、次は第四條の貧弱なる町村に對して交付金を增加すると云ふことがございますので、是は貧弱なる町村を救濟すると云ふ意味であるかと云ふ御尋ねでございますが、是れは左樣ではございませぬので即ち第一條の規定に依りまして、矢張り是れも其の町村に於ける所の教員の俸給に充てまするので、即ち此の十分の一の百萬圓と云ふものは矢張り俸給の資金として之れを町村に支給いたすのでございます、何故に斯樣なる規定を設けましたかと云ふと、第三條に依りまして分配いたしましても、尙ほ特別の貧弱なる町村に付きましては、他の富んだ町村と同じ率を以つて分配を受けましたのでは、其の町村の教育の改善を計るのに極めて遺憾なる點が多いのでございますから、それ故に此の貧弱なる町村に付きましては特別の配當法を取ると云ふのでございます、併し特別の率を以つて是を配當いたしますことに拘らず、其配當しました金額は第一條に依つて使用すると云ふことは申すまでもないのでございます、御尋ねの箇條は此四箇條でございまして、最後のは御意見と考へまするが今日此稅制整理を延期すると云ふ場合に當つて、負擔輕減と云ふが如きことは是を考慮するに及ばぬぢやないかと云ふ御話のやうでございますが、併し之は如何でございませうか、稅制整理と云ふものを延期いたしたから絕對的に稅制整理の意味合のものは總て之を延期すると云ふことは當を得たものでございませうか、どうでございませうか、例へば稅制案に付きましても、所得稅に付ては既に衆議院に於ても同意を致しました、其所得稅法の改正と云ふものは收入の增加と云ふこともございますけれども、亦稅制整理の意味を其中に含まれて居るやうな譯で、左樣に絕體的に區別を付けて、苟くも負擔輕減に屬することは此際なすべきことでないと云ふはつきりした區別を立てるには及ばぬことではないと思ひます此一千萬圓の補助と云ふものは、教員の優遇と負擔輕減と相矛盾したものではない、相俟つて進むべきものである以上は、教員の優遇をなすと云ふことゝ相俟つて負擔の輕減をなすと云ふことでありまする以上は、之を引き割きまして、負擔輕減をなす所の村……如何なる町村でも之を止めてしまへと云ふ必要はなからうかと思ひます、今日教育の爲に力以上の支出を致して居つて、又其町村に於て相當教員に對して優遇を致して居ると云ふ町村に對しては、其力以上の努力を致して居つたと云ふことに對して、幾らか其力を休めると云ふ方法を取ると云ふ事柄は之は不當なことでないと考へるのでございます。

〔仁尾惟茂君發言の許可を求む〕

○議長(公爵德川家達君) 仁尾君まだ御質問ですか

○仁尾惟茂君 ちよつと一言……

○議長(公爵德川家達君) 宜しうございます。

○仁尾惟茂君 唯今御答辯でありましたが、問に對する所と御答のある所とは意味の違つて居る所もございます、實はもう少し質問を重ねたいと思ひますけれども、是は他の時機を以て御尋ねすることに致しまして、是で私は止めます。

〔阪本釤之助君演壇に登る〕

○阪本釤之助君 唯今議題となつて居ります小學校教員の俸給國庫負擔の件に付きましては仁尾君より一應の御質問もございまして、或は多少本員の御尋ねせんとする所と重複いたす嫌ひもあるかも知れませぬが、誠に是は大切なことでありますと存じまするが故に、暫時時間を拜借いたしまして、質問を試みたいと存じまするのでございます、此ことは法律案と云ふものは今初めて接した譯でありまするけれども、既に豫算の方に二千萬圓と云ふ金を計上されて居りますので、豫算委員會等に於きましても一應質問も試みましたのであります、政府の說明もございましたが、どうも腹に入り兼ねまする所があるのであります、殊に去月の二十六日に衆議院の議場に於きまして此法律案の特別委員長たる中橋德五郎君が報告せられた所の速記錄を見まするど、一層疑團

が固くなりまして、容易に氷解することが出來ぬのであります、即ち茲に政府に向つて更に質問するの已むを得ざる次第であるのであります、先づ其中樞特別委員長の報告なるものは如何なるものであるか其要點だけを讀んで見たいと思ひます、先の方は略しまして政府案は御承知の通りに、昨年の本院の決議に基いて、負擔の輕減及教育の改善と云ふことの精神を達すると云ふの趣旨で、提出になつたのであります、それが爲に小學校の教員の俸給の一部を國庫の負擔とする、是が第一の趣旨である、それから其負擔の金額は一千萬圓、斯う云ふことになつたのであります、之に對しまして委員會に於きましては熱心なる質問審議がありました結果、二三の政府當局の言明を得まして修正案に又當局の同意を得たのであります」それから中頃は略しまして「其次は一千萬圓の金額の中、貧弱なる町村に對しまして、此十分の一、百萬圓を差引きまして殘りの九百萬圓の中、出來る丈多額に負擔の輕減の方に向けて貰ひたいと云ふことの希望を述べたのであります」繰返して申します、「此十分の一、百萬圓を差引きまして殘りの九百萬圓の中、出來る丈多額に負擔の輕減の方に向けて貰ひたいと云ふことの希望を述べたのであります、之に對しまして又當局者は、出來るだけ希望に副ふやうにすると云ふ、斯う云ふ言明があつたのであります、仍て委員會に於きましては、唯今配付になりました修正案の通り、修正を可決いたしました」云々、斯う云ふのであります、此趣旨に依りますると負擔の輕減及教育の改善と云ふことで、あるのでさうしますれば負擔の輕減と云ふことが主でありまして、教育の改善と云ふことは從になるのであります、而かも是に對して政府當局の言明を得ましたとあるからには、政府は是に同意を表せられて居ると云ふことに思はれるのでございます、しかのみならず、總額一千萬圓の中十分の一、百萬圓だけを貧弱なる町村に振り向けまして、殘りの九百萬圓の中は出來るだけ多數の負擔を輕減の方に向けて貰ひたいと云ふ希望を述べて、是亦當局から出來るだけ希望に副ふやうにすると云ふ言明があつたと云ふことを報告せられて居ります、是では政府が我が貴族院の特別委員會、又分科會等で答へられて居る所は著しく相違があるやうに本員は認めるのであります、唯恐る、憐れなる小學校教員なるものは、已れ自身が優遇せられると云ふ美名を犠牲に供せられて、其金は町村の爲に他の事に使はれるやうになると云ふのではないかと云ふ事を深く心配するのであります、抑々會計規則の命ずる所に據りますと其第九條に斯樣な事があるのであります、「各省ノ豫定經費要求書ハ經常臨時共ニ款項ニ區分シ更ニ各項中所要ノ金額ヲ各目ニ區分シ尚ホ必要ノ場合ニ於テハ番號ヲ以テ之ヲ細分シ又經費所要ノ理由計算ノ基ク所ヲ示スヘシ」とあります、必ずや文部省は此經費所要の理由と計算の基く所とを示して、大藏省に廻されたのであらうと思ふのでございます、是が即ち大正七年度總豫算中、文部省所管第六款の一項に現はれて居る小學校教員俸給國庫分擔金一千萬圓、小學校教員俸給國庫分擔金一千萬圓であらうと思ふのであります、しますれば大藏大臣は此所要の理由と、計算の基く所は、讀んで字の如く國庫が、小學校教員俸給の支出を分擔するものと認められて同意せられたのであらうと存じますのであります、果してそれに相違なきや否や、又計算基く所と云ふのは、どう云ふ事になつて居りませうと云ふ事を伺つて見たいのであります、然るに衆議院が此法律案可決の理由とする所は、市町村負擔の輕減が主であつて、教育改良、然かも小學校教員俸給とは言はずして、教育改良と云ふ事を言うて是が從になつて居るのであります、左樣いたしますれば、豫算に示す所の小學校教員俸給分擔金と云ふ豫算計上の目的に矛盾する支出となる譯ではありますまいか少くとも二重の目的に支出する事になるのではありますまいかと疑ふのであります、更に法律案に付て見まするのに政府の原案には「市町村立小學校教員俸給國庫負擔法」と表題があるのであります、それを衆議院は「市町村義務教育費國庫負擔法」と修正されて居るのであります、義務教育費としたのは、高等小學校の教員は國庫が負擔するには及ばぬ、全く義務教育に屬する所の尋常小學校の教員の俸給のみを負擔するが至當であると云ふ意味よりして、斯く修正したのであると云ふ辯解があるかも知れませぬが、それならば本文の第一條第三條の修正の通りに、此市町村立小學校と云ふ中に、尋常と二字を挿めば澤山である、矢張り表題も「市町村立尋常小學校教員俸給國庫負擔法」と修正さへすれば、寧ろ簡明であつて、趣旨も能く徹底するであらうと思ふのであります、それを殊更に「義務教育費國庫負擔法とせられたのは、何か此處に眞意があるのではないかと云ふことを思ふのであります、義務教育費と申しますれば、單り教員の俸給ばかりではないのであります、義務教育費と申しますれば、申す迄もなく教員の俸給ばかりと云ふことは申されないのであります、小學校諸般の設備或は消耗品の買入れとか、即ち尋常小學校を設立して行く所の費用は皆此義務教育費と云ふことが申されるのであります、斯うなりますと謂はゆる負擔輕減と云ふ方へ益々緣が近くなりまして、教員俸給の增加と云ふ方へは遠ざかる感があるのであります、益々豫算の精神を沒却することになるかのやうに考へます、然も先にも申しました通り、內容の各條を見ますると、唯一條と三條との市町村立小學校と云ふ所へ尋常の二字を加へられて、是と關連して末條即ち第五條に二項を加へられたと云ふことだけでありまして、何等他に變つたことはないのであります、却つて表題と內容とが伴はないことになり、表題と中とは殆ど伴はないことになりまして、甚だ不完備な法案になつたやうに考へますのであります以上述べ來りました所に對しましては、政府は如何なる御考を有せられて、衆議院の修正を認められたのでありませうか、之を更に約言して見ますれば、第一政府は衆議院特別委員長の報告を全然是認せられたるや否や、第二には果して是認せられたとすれば、豫算に揭げられました所の費目の「小學校教員俸給國庫分擔金」と云ふ明確なる文字に矛盾は致して居りは致しませぬかと云ふことを承はりたい、第三には大藏省は蓋し此費目通りの理由を以て、即ち小學校教員の俸給を分擔すると云ふ理由を以て、之を豫算に計上することに同意せられたのであらうと存じますが、衆議院特別委員長報告のやうな趣旨に變更することになりましても、尙ほ會計規則の示す所の法規には背かないか、又當初文部省から回付せられた所の計算に基く所に違はないか否やと云ふ御意見を、大藏大臣より承はつて見たいと思ふのであります、第四には內務省は此機會に於て市町村負擔の輕減を圖つて、幾分なりとも市町村の稅制整理の實を擧げたいと云ふ意圖を有して居られると云ふ說も耳にするのでありますが、果して其通りでありますや否や、若し其通りでありますとすれば、小學校教員の俸給に充つべく豫算に計上せられた國庫の支出金を以て、是等の間違ひの方面に向つて支出することを失當とは御考へになりませぬのでありませうか尙ほ付け加へて申しまするが、若し市町村の負擔を輕減しやうと云ふことならば、名を教育費の國庫支辨に藉らずとも、他に幾らも方法はあるのであります、どう考へましても、此表題の下に豫算を要求されて居る以上は、全然小學校教員の俸給に使用せられねばならぬと云ふことを我々は深く信じまするが故、斯樣な疑問を生じまするから、右の疑問に付きましてはそれ〳〵當局の各大臣より、明確なる御答辯を煩はしたく存じますのであります。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君) 唯今阪本君から御尋のございました點に付て御答を申します、第一の阪本君の御尋は衆議院の本議場に於きまして、委員長の報告に關係いたして居りまする點であります、此席で御讀上げになりました委員長の報告に對して、當局者が同意であるや否やと云ふことのやうでございます、是は衆議院の委員會に於きまして、或一人の委員から質問が起りまして、それに對して私から答辯を致した、其事柄を委員長が本議場に於て報告を致したのでございます、其委員の質問も左樣に簡單な言葉ではなかつたのであります、又それに對する私の答も左樣に簡單なる言葉ではございませぬのであります、故に願くは此委員會に於ける所の速記を御覽を願ひたいと思ひます、此速記を御覽になりますると、其委員の質問した趣旨も能く明瞭に分りまするし、又私の是に對した答辯も十分に明瞭に分るのでございます、其答辯の趣旨は決して過般來貴族院の豫算委員總會其他の場合に於て御答いたしました趣旨と、少しも矛盾いたして居りませぬのであります、然らば衆議院の委員長の報告は是と齟齬して居るや否やと云ふことでありますると、決して齟齬は致して居りませぬが唯言葉が簡單でございまするが故に、其意を十分に盡して居らぬと云ふことはあるだらうと思ひます、併し間違つては居りませぬから私は強ひて是に向つて訂正も何も申込まないのであります、其趣旨と云ふものは繰返して申しまする通りに、此國庫から支出を致しまするのは、一方に於きましては教育の改善を眼目と致して居るのでございますけれども、併ながら此教育の改善と云ふことゝ教育費の負擔の輕減と云ふことは相悖るものでない

と云ふ考の下に計畫を致して居るのでございまするから、それ故に此委員長の報告の趣旨も、亦委員會に於きまして答へた所も、其精神に於ては齟齬は致して居りませぬのであります、委員長の報告には、成るべく多額の負擔輕減の目的を達するやうにと云ふことを申して、當局者に於ても成るべく御希望に叶ふやうにしやうと云ふ御答をしたと云ふ風に、唯今阪本君は御讀みになりましたが、其通りでございまして、此成るべくとか、出來べきだけとか云ふやうな言葉は、簡單に申しまするとそれだけでありまするが、其成るべくとか、出來べきだけと云ふことの內容を十分に明かにする爲には、委員會の速記を御覧下さいまするならば十分に分るのであります、或は阪本君は此委員長の報告を御覽になりまして負擔輕減が主であつて、敎育の改善と云ふことは從であると云ふやうな御解釋を御取りになつて居るやうであります、是は委員會に於きましても何方が主であつて、何方が從であるかと云ふやうな質問が出たので、私はそれに向つて主だの從だのと云ふことは是は言ふことは出來ないものであらうと云ふ事を申したのであります、でありまするから、主從と云ふが如き關係は少しも無いのでございます、次は第二は會計法に關する御尋でございましたが、是は過般豫算委員總會に於て阪本君が御尋になりました、私からそれに對して御答を申上げました事柄でございまするが、此市町村立小學校敎員俸給國庫負擔法に於きまして定めました所の其國庫の支出金をば、若しも此法律の規定に違つた目的に使ひましたならば是は無論會計法違反でございませう、是は申すまでもないことであります、併ながら是は飽くまで第一條の規定に依りまして、俸給に要する費用を國庫から支出いたすのであります、さうして其支出の仕方と云ふものは、第三條に依りまして之を分配いたすのであります、それ故に若しも之を俸給以外の費用に使ひましたならば、是は會計法違反でございませう、無論疑のないことでございまするが、此支出金は總て是は俸給に使ふのでございます、唯今此俸給を是まで町村から支出いたして居りましたものを、一部國庫の支出と云ふことになりまするから、即ち是まで町村の支出して居つたものが、幾らか不用になる、即ち浮いて參ると云ふことの結果が生じて參る、其浮いた所の費用を他の目的に使用いたすと云ふ事になりました所が、何等會計法違反になりませぬので、若しも政府から交付いたした所の金を、町村の納稅者に分配でも致すと云ふやうな事でありましたならば、是は無論會計法違反でございませう、左樣ではなくて、矢張り之を俸給の中に入れます、俸給が國庫から幾らか出た爲に、町村から支出する所の分が幾らか浮きまするが故に、是に依つて町村が肩を休めると云ふ意味も出ませう、それは先刻既に說明いたしました、既に力以上支出いたして居る町村も隨分多いのでありますから、左樣な町村に於きましては、國庫の支出金がありましたならば、必ずそれに對して幾分か其村の負擔と云ふものが輕るくなると云ふことがございませうから、それを以て納稅者の肩を休めると云ふことが結果として起つて參るのであります、左樣なる結果が生じますからと申して、是は決して豫算の支出の目的に違反して居る支出でないのでありまするから、會計法の問題は決して起らぬと存じますのであります、又序ながら御答を申して置きまするけれども、內務省の側に於て此の市町村の敎育費の一部を國庫が負擔する、此機會に於て町村の稅制の整理をやると云ふやうな意味もありはせぬかと云ふ御尋でありますけれども、是れは敎育會議の決議に於きましても希望として敎育會議の方で陳述いたして居る事柄であります、即ち唯今まで力以上に負擔をして居る所の町村などに於きまして、此國庫の支出金を得ました爲に、幾分肩を休めることが出來ますならば其村に於て無論稅制の整理、其村の經濟の整理と云ふものを致すべきは當然でございまするので、敎育會議の希望も茲にありまするので、內務省と致して此點に於ては無論努力いたすことゝ考へて居るのであります、それから次の第三は、衆議院に於きまして此法律の表題を改めたことに付て、阪本君は大層深い御懸念を以て御解釋になつたやうでありまするけれども、是は何等の意味はないのであります、義務敎育費國庫負擔と申しまする言葉は、是は敎育社會に於きましても其他に於きましても多年稱へられて居ります所の言葉でありまして、或は衆議院なり、或は貴族院なりに出します所の請願などにも、此義務敎育費國庫負擔と云ふが如き言葉は度々繰返されて居る言葉で、誠に意味が明かに分り切つて居る言葉になつて居りますので衆議院に於きましては即ち其譯を以て法律の表題と致したのであります、是は小學校の敎員俸給國庫負擔法とあれば敎員の增俸に充てると云ふ目的が分つて居る、義務敎育としたが爲に、義務敎育費と云へば俸給以外の費用を含むのであるから、是は敎員の俸給以外の費用をも是から支辨すると云ふやうな、さう云ふ目的を以て此法律の表題を改めたのではないかと云ふ御懸念でございましたが、それはさう云ふ譯でない、假令表題が義務敎育とございませうが、其他の表題か使つてございませうが、此千萬圓の政府支出金を使用いたすのは茲に規定してありまする所の五箇條に依つて之を支出いたすのでございますから、假令法律の表題は如何にあつても第一條第三條の尋常小學校云々とありますから、無論尋常小學校の俸給の一部に之を使用すると云ふことは、是は無論のことで、決して此義務敎育と云ふことを法律の表題に使つたと云ふことに深い意味はないのであります、唯之を分り良くすると云ふ趣意に外ならぬのでありますから、當局に於ても其意味を以て同意して差支ないと申しました次第でございます。

〔高崎親章君演壇に登る〕

○高崎親章君　本員は本案に付きまして文部大臣にちよつと質問を致したいと考へます、抑も本案の成立は小學校敎員の改善を圖ると云ふ目的に出でたることは曩に文部大臣の御說明に依りましても明かでありまする、然るに之れに對し此の一千萬圓の金額は小學校敎員の俸給に充つるものであるか、或は町村の負擔の輕減に充つるものであるか何んであるかと云ふ質問は過日豫算委員會に於いて豫算案に付て屢々質問の出た問題でありまして、唯今も仁尾君、阪本君の御議論にも其意味があるのでありまする、本員の解釋では第一條に「市町村立小學校ノ正敎員及准敎員ノ俸給ニ要スル費用ノ一部ハ國庫之ヲ負擔ス」此俸給に要する費用と明かに書いてあります、此の外に支出することの出來ない法案であるので、即ち第一條を受けまして、第二條に「前條ノ規定ニ依リ國庫ノ負擔トシテ支出スヘキ金額ハ毎年度千萬圓ヲ下ラサルモノトス」之を元に戾して解釋しますれば、此一千萬圓は小學校敎員の俸給に充つるのである、斯う明瞭に書いてあります、此の外に決して議論はない筈であります、勿論此法案の出る所以は唯今申しまする通り小學校敎員の改善を目的と致したものでありまして、即ち我國民の基礎、大和民族の精神を固むる初等敎育時代の大切なる敎育を司る所の小學校敎員に對しては、相當是が改善を行はなければならぬと云ふことは、十數年來の懸案でありまして、今初めて茲に此法案か現はれたと云ふことは喜ぶべきことであるのであります、然るに私か唯今文部大臣に質問を起さんとして居る所のものは、此法案の第四條であります、第四條に「文部大臣ハ國庫支出金ノ十分ノ一ヲ超エサル範圍內ニ於テ資力薄弱ナル町村ニ對シ特ニ交付金額ヲ增加スルコトヲ得」と斯う書いてあります、此の增加と云ふ二字に對し私は疑を抱くのであります、此增加と云ふことがありますれば、其本がなくてはならない、其本は何處かと云ふと、即ち第一條に還りまして俸給であります、其俸給を增加してやる、即ち薄弱なる町村の敎員の俸給は之を特に增加してやる、斯う云ふことになります、茲に疑を挾むのは、從來實際に於て薄弱なる町村の小學校敎員の俸給は其俸給額が低位即ち低い位地にあつたのでありませうか、如何であるか、例へば三十圓の俸給を一般が受けて居る敎員に對し、同位地にある敎員が薄給なるが故に、是が今まで二十圓受けて居つた故に、後の十圓は此增加と云ふ事柄で、即ち之を補つてやる、斯う云ふ趣意なら聞えて居ります、併ながら本員は左樣に見ませぬ、如何に薄弱と雖も矢張り敎員其人に對して、他と同樣に三十圓は三十圓給して居つたに違ひない、若し三十圓は三十圓給して居つたとするならば、此薄弱なる町村に此度より特に增加することになりますると、世間一般の普通の敎員よりは、此一千萬圓の餘澤を餘計に受けると云ふ結果になります、是が即ち疑の點でありまする、若しさうでない、矢張り他と同樣に薄弱なりと雖も三十圓は三十圓給して居つたとすると、此第四條は甚だ意味をなさぬことになります、茲に於て或は是は俸給ばかりではない、外の敎育費の補助に充てるから此四條は是で宜しい斯う云ふ說があると即ち第一條に戾りまして、第一條の俸給の爲に支出すると云ふ本案に全く違背することになるのであります、斯樣に此法案を味ふて見ますると、此法案は殆ど法律の體をなさないと云ふことになりまする、是が甚だ疑の點でありますが、此點を文部大臣より審かに御說明を願ひたい、即ち第一條は俸給に支出するのであるが、第四條の此增

加と云ふものは、其俸給に增加するのであるか、俸給に增加すると云ふと、是まで實際に於て貧弱なる教員はそれだけ低い給料を受けて居つたのであるか是が即ち私が御尋ねする所の目的であります、若し過日來豫算委員會に於ても本席に於ても屢々質問のありまする通り、此俸給の外に町村の教育費補助若は町村費と云ふもの丶負擔輕減をなす所の目的であると云ふものでありましたならば、此法案は即ち羊頭を掲げて狗肉を賣ると云ふ意味をなすのであります、左樣なことは決してない筈でありまするが、甚だ過日來の質問や何かに付きまして考へまするど疑があります、故に此說明を明かに願ひます。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君) 唯今御尋ねになりました高崎君の御質問は第四條に主として關係を致して居ることであります、前段に高崎君の御述べになりましたことに付ては、當局者に於ても全く同樣の意見を有つて居るのであります、即ち此一千萬圓を支出いたしまする其千萬圓全部俸給に充てると云ふことは是は無論のことであります、即ち第一條に是は明記してあることでございます、で過般來或は負擔の輕減とか、民力休養とか云ふことが色々出ましたけれども、是は詰り先刻申します通り間接の結果でございまして、直接には俸給に向つて之を支辨いたすのでございます、俸給に向つて之を支出いたしますから、それが爲に從來町村に於て俸給を支出して居つた所の費用が幾らか浮いて參りますから、之が即ち間接の負擔輕減に當る、斯う云ふ結果になりまするので、直接の結果は無論是は教員の俸給に充てると云ふことが法律の第一條に規定してありまする通りの次第であります、是は高崎君の御述べになりました通りでございます、で第四條に付て高崎君の御疑は「資力薄弱ナル町村ニ對シテ特ニ增加スルコトヲ得」と斯うある、それは增加するとあれば其本があるに違ひない、其本に對して增加すると云ふ御話でありましたが、是は勿論のことでございます、併ながら其本がです、是は少し高崎君の御解釋が此法律の趣旨と違つて居りますのであります、此「增加スルヲ得」と云ふのは、第一條に對して增加する意味ではございませぬのであります、第三條に對して增加する意味であります、即ち一般の町村、貧弱なる町村と又富裕なる町村との區別なく一般に第三條に依りまして九百萬圓だけは分配を致すのであります、而して其殘りの十分の一、即ち百萬圓と云ふものの其分配支出は、特に貧弱なる町村に向つて之を交付いたす、斯う云ふ事になりまするので、即ち第一條を本として、其俸給と云ふものに增加する意味にあらずして、第三條の交付金をば特に此率を增しまして交付いたす、斯う云ふ趣意であるのでございます、斯樣に申しましたならば、唯今御尋ねになりましたことは御了解下さることゝ存じまするのであります。

○高崎親章君 文部大臣の御答に付いてちよつと一言申したうございます。

○議長(公爵德川家達君) 宜しうございます。

○高崎親章君 唯今文部大臣の御說明に依りますと第四條の增加と云ふことは、第一條ではない第三條に對して增加すると、斯う云ふ意味であると云ふ御說明でありまするけれども、第三條には「國庫支出金ハ第四條ノ規定ニ依リ交付スル金額ヲ除キ」と斯う書いてあります、此明文は第三條は別の物であると斯樣に解釋しなければならぬと思ひますが、彼是問答をしますと長くなりますから、尙ほ本員も講究を致します、此意見だけを申上げます。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君) 御尋の通りに第三條に「第四條ノ規定ニ依リ交付スル金額ヲ除キ」とございますが、其除きまするのは即ち千萬圓の中の百萬圓だけは除いて、其九百萬圓だけは即ち第三條の率に依りまして、貧富の差別なく各市町村に分配いたしまするので、さうして第四條に依りまして、資力薄弱なる町村に對し特に交附金額を增加するのであります、即ち教員の俸給を增加するのでない、交付金を第三條の一般の率に依つて交付する其上にです、增加交付することが出來る、斯う云ふ趣意であります。

○議長(公爵德川家達君) 阪本君に伺ひます、尙ほ政府に御質問の御希望があるのでありますか。

○阪本釤之助君 實は唯今後に御尋ねの二箇條は大藏大臣、内務大臣、兩大臣の御答辯を得たいと希望いたしましたけれども、文部大臣が御述べになりましたので、兩大臣も御聽きになつて居りましたから兩大臣も即ち斯く御信じになつて居ることと看做して、文部大臣の御答は即ち兩大臣の御答と存じまして、もう重ねて伺ひませぬ。

○議長(公爵德川家達君) 本案の特別委員の氏名を書記官をして朗讀を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案特別委員

伯爵林 博太郎君　子爵牧野 忠篤君
江木 千之君　男爵本多 政以君
澤柳 政太郎君　阪本 釤之助君
杉田 定一君　湯淺 倉平君
堀 正一君

○議長(公爵德川家達君) 御異議がなければ、第五第六の法案は同一委員に付託せられましたから、委員會の報告は束ねて委員長を煩はしたいと存じます

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 第五、鐵道敷設法中改正法律案、第六、足尾鐵道及有馬輕便鐵道買收に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

〔左の報告書は朗讀を經ざるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

鐵道敷設法中改正法律案
右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也
大正七年二月二十六日
右特別委員長
侯爵細川 護立
貴族院議長公爵德川家達殿

足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案
右別冊の通修正せり依て及報告候也
大正七年二月二十六日
右特別委員長
侯爵細川 護立
貴族院議長公爵德川家達殿

(――は特別委員の修正)

足尾鐵道及有馬輕便鐵道ノ買收ニ關スル法律案

第一條　政府ハ現ニ借入使用スル足尾鐵道株式會社所屬ノ鐵道及有馬輕便鐵道株式會社所屬ノ輕便鐵道ヲ買收ス

第二條　前條ノ鐵道及輕便鐵道買收ノ期日ハ政府之ヲ指定ス

第三條　買收價格ハ買收ノ日ニ於ケル鐵道又ハ輕便鐵道ノ建設費以內ニ於テ之ヲ協定ス

前項ノ建設費ハ政府カ借入契約ニ依リ建設改良又ハ補充ノ爲支出シタル工事費ヲ控除シタルモノトス

第四條　買收代價ハ政府ノ定ムル價格ニ依リ五十五年內ニ償還スヘキ五分利附國庫證劵ヲ以テ之ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ五十圓未滿ノ端數ハ之ヲ劵面金額五十圓トス

政府ハ買收ノ爲必要ナル額ヲ限度トシ前項ノ公債ヲ發行スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ特ニ要求アルトキハ現金ヲ以テ買收代價ヲ交付スルコトヲ得

〔侯爵細川護立君演壇に登る〕

○侯爵細川護立君 唯今日程に上ぼりました第五、第六の中、第一の鐵道敷設法中改正法律案の委員會の經過及結果を御報告いたします、本案の改正の要點は三點ございます、第一は新たに豫定線に加へました爲、及本鐵道を輕便鐵道に變更の爲に削除いたしましたもの、即ち第二條中の改正でございます、第二は新たに第一期線に追加する、即ち第七條中の改正でございます、第三は明治四十二年法律第六號帝國鐵道會計法發布の結果と致しまして、條文中不用になりました箇條、即ち第四條及び今日既に法案中に記載する必要のない第八條、第九條の削除でございます、委員會に於きましては數回に亘る審議の結果本案は即ち衆議院で修正されました通りに可決されました次第でございます、唯今委員會に於きましての質問の大要を御紹介を致すべき順序でございますが、其多くは將來の計畫、又は四國線其他に於ける比較線の經費、距離等數字に亘るものが多い爲に、茲に殊更省略を致します、唯質問應答の間に於きまして、四國觀音寺線に付きましては、政府は飽く迄も提出案の……政府の提出案を最善なるものと認められまして、之が維持に努められましたることは、茲に特に附加へて置きたいと存じます、採決に方りまして二三委員より意見を述べられました、之を簡單に御紹介いたします、一委員は四國線には數箇の比較線がある、而して自身は觀音寺線を最も良いと認めて、鐵道會議にも之を賛成いたしたのである、併ながら今日に於て觀音寺線が果して最上のものであるか否かは尙ほ考慮を要すべき餘地があるのである、而して今日衆議院案に從つて置くとするも幸ひ政府に於て計畫する所が大正十年以後であるか

らして、其間に尙ほ十分調査する時日があるからして、自分は今日は衆議院に從ふのであると云ふ意見であります、而して其外に上越鐵道に於て淸水越の比較線、或は高山線に於て越中伏木に連絡すべき鐵道に對する希望を述べられましたのであります、次に或委員は琴平觀音寺の二線を比較されまして、其水界に於ける「レール」の高さ「トンネル」の哩數或は四十分の一勾配の長短等專門的に述べられました、大體に於て觀音寺線を好良と認める、併しながら觀音寺線には「トンネル」の中に四十分の一勾配の所が一哩もある、此點のみが觀音寺線の不都合な點である、之を除くことをすれば觀音寺線を十分に良いと認める、而して先き委員も述べられました如く、此鐵道敷設まではまだ時間があるのであるから政府に於いて尙ほ十分に愼重に調査されたが宜いと云ふ意見であつて、自分か本案に贊成を致すのは琴平線を良いと見て贊成するのでないと云ふ御意見であります、又或委員は本案は既に衆議院に於て非常なる多數を以て修正をされたのである、而して自分に於ても與へられた材料に依り、其他十分に調査をした所が、琴平線の方が良いと認める、それ故に自分は衆議院案に同意する、斯う云ふ意見がありました、而して採決の結果は前に申上げました如く、全會一致を以て本案は可決いたした次第でございます次に足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案に付きまして、委員會の經過並に結果を簡單に御報告いたします、本案に於て買收されまする足尾鐵道及有馬輕便鐵道は、足尾鐵道は二十八哩六分、有馬鐵道は七哩六分であります、何れも現在政府に於て借入れ使用して居るものであります、管理運輸其他の點より之を國有とするが便利であると云ふ理由であります、而して何れも其建設費以内で買收する、建設費は足尾鐵道に於ては二百五十八萬三千二百八十六圓、有馬鐵道に於ては三十八萬六千二百二十一圓であります、本案に付きまして質問の一二を申上げますと、第一足尾鐵道に於ては殆ど一の鑛山專門の如く自分は思ふ、然るに之を國有とする理由はどう云ふ理由であるか、それに對して政府は足尾鑛山から出る鑛物の多數は鐵道院の線路を通じて各線に輸送される、而して本鐵道に於て輸送する物資は必ず足尾のみでないと云ふ筈でありました、又或委員は既に足尾鐵道を政府に於て買收する以上は日光との連絡を圖らなければならぬ、而して之が設計經費等の調査を提供することを希望されまして、且つ此工事は難工事であるが有望なるものと認める、政府に於て近き將來之をやる決心があるかどうか、政府委員は調査を示されまして、政府に於ても許す範圍に於て之を架ける希望を持つて居ると云ふ答でありました、採決に至りまして別に意見の多くはございませぬ、而して新庄子爵より修正の動議が出ましたそれは既に諸君の御手許にあると存じますが、それは第一條及表題の有馬輕便鐵道の中の「輕便」と云ふ二字を削除するのであります、其理由は本來、有馬輕便鐵道なるものは存在して居らぬのであります鐵道の實體は輕便鐵道でありますけれども、登錄されて居ります會社の名は有馬鐵道であります、それ故に當然是は有馬鐵道と修正しなければならぬと云ふ御意見であります、鐵道院當局に於きましても全く其誤つて居るのを認められまして、何等かの方法に依つて、訂正の希望があつたやうであります、委員會に於きましては、本案は既に衆議院を通過して居るものでありますから、之を新庄子爵の動議の如く第一條及表題中の「輕便」の字を修正するを適當と認めまして、全會一致を以て可決した次第でございます。

○議長（公爵德川家達君）　此際、念のため諸君に申上げます、委員長報告は兩案束ねられましたが、問題と致しますのは、第五の法案のみと御承知を請ひます。

〔鎌田勝太郎君演壇に登る〕

○鎌田勝太郎君　極めて簡單に政府へ向つて質問いたします、唯今特別委員長なる細川侯爵よりの御報告に依りますれば、此鐵道敷設法の改正中に於ける四國線に對する意見は、衆議院の削除說に御同意になつたと云ふことであります、而して其同意されたる意思は委員の中で種々ありまするが、要するに此線は必要であるが、比較線が多數あるが故に、政府に於て今一應比較線の調査をされて、さうして更に提出ありたいと云ふことの意思に外ならぬことであります、而して其削除說に委員會は全會一致を以て決定されたことでありますから、本會に於ても此委員會の決定は通過することであらうと豫想が出來るのである、元來此四國線は最も緊要なる線路でありまするが故に、第一期豫定線として夙に揭上されて居るのである、然るに今まで事實敷設に至らなんだことは、四國官民に於て甚だ遺憾とする所である故に每年此貴衆兩院に向つて四國人民より速成の請願が澤山出て居ります、然るに未だ敷設に至らず、本年漸く豫算に計上されて、議會に上りたることは地方人民が喜んで居る所でありますが、不幸にも又削除されたんであります、併ながら其削除は不必要の理由でなくして、比較線の長短を調査する爲の否決でありますから、大いに絕望は致さないやうであります、此處で政府に質問いたしたいのは、此線路は政府は更に調査をして、此次の議會に必ず御提出になると云ふ意志を有して居るかどうか、此一點を御尋ねするのである、此次の議會に必ず提出をすると云ふ意志を有つて居らるるのかと云ふことを明瞭に御答辯を願ひたいのである。

〔政府委員男爵後藤新平君演壇に登る〕

○政府委員（男爵後藤新平君）　唯今鎌田君の御質問の四國線のことに付きましては質問者と同一の意見を有つて居ります、質問される鎌田君の御意見は、若し此調査を爲すと云ふことを決定されましても、或は是が爲に遂に四國線の建設の遷延を來す原因とならぬかと云ふことを御懸念になつたやうでありますが、是は必要なる線でありますから、政府は此線の調査を致して提出することを猶豫しないやうに致します。

○議長（公爵德川家達君）　休憩。

午後零時二分休憩

午後一時十分開議

○議長（公爵德川家達君）　是より午後の會議を開きます、男爵島津久賢君。

〔男爵島津久賢君演壇に登る〕

○男爵島津久賢君　本員は先刻委員長より御報告になりましたることに付きまして何等異議を有して居る者でございませぬが、先程鎌田君より幾分御議論を御交ぜになりまして、當局に御質問になりましたることに付きまして、且又委員會に於きましても相當論議せられましたる問題でございまするが、先程委員長の報告の中に或る委員の如きは觀音寺線は宜いのである、斯樣のやうに御話しになつたのもありまするが、それを以て鎌田君よりは政府委員に、來年それを實施するや否やと云ふ御質問になつただらうと考へます、いろ〳〵此問題に付ては議員諸君に於きましても、あれやこれやと御[illegible]になりますし、又御議論になる問題でございまするが故に本員は此問題に付きまして委員長の報告に贊成する所以を少しく申述べたいと思ひます、何卒御淸聽を願ひます、修正を加へられましたる箇條は、四國縱貫線に於きまして讃岐の琴平より阿波池田を經由して土佐の高知に至る線、是は明治二十五年以來の豫定線になつて居る線路であるのであります、それを此度政府は觀音寺より池田經由高知に至る線に變更せられ、而して琴平池田間の線路を除かれたのであります、尙は觀音寺池田間を第一期線に此度御編入になつて御提出になつたのであります、然る所衆議院に於きましては以上の線路及事柄を全部削除し修正してしまつたのであります、政府は然る所貴族院に於きまして、此修正案には同意せず……屢々委員會にても御尋ね致しましたが、斯樣に御主張になつたのであります、併ながら本員と致しましては何等是に對しまして政府の述べられました所に有力なる御說として承はることが出來ないのであります、而して衆議院に於きましては政黨政派の別なく、謂はゆる御用黨と稱するものにても、殆ど大多數を以て全會一致の御削除であつたのであります故に、此修正問題は政黨の黨略の爲になしたと云ふが如きことは全く認めないのであります、寧ろ政府が或る政略の爲めなせしにあらずやと云ふ疑問さへも甚だ多く流布せられたのであります、併ながら本員は斯の如き噂に於て、本案を不信任の意味に於て贊成した譯ではありませぬ、全く此曼陀、鹽入兩線を比較しまするのに、曼陀線が鹽入よりも最上なりと云ふことの一點に於きまして、如何にも我々には理解の出來ない所があります、詳しく申しますれば、池田より師團の所在地でありまする所の善通寺まで、距離に於きまして兩線を比較して見ましたならば、十四哩幾らと云ふ差になるのであります、時間の差に致しまして約四十分の差があるのであります、それから乘客に致しましても約二倍、即ち一哩平均に致しまして二十四萬人に對して四十二萬人と云ふ約數になるのであります、貨物の上から申しましても三と二との割合になるのであります、即ち一哩の割合を申しますれば、一萬一千噸に對して一萬六千噸、斯の如き數になるのであります、何れも鹽入の方が曼陀よりも良いのであります、唯々建築費に於きまして曼陀

線が三百八十萬圓、鹽入線が六百三十七萬圓と云ふことで、其差が約二百五十萬圓になるのでありますが、政府此建設費の差の約二百五十萬圓と云ふものが、政府は勿論のこと、兩院の議員に於きましても、政府案を固執される唯一の理由であつたのであります、併ながら是は單に工事費の上の差でありまして、先刻申しましたる所の貨物旅客の數に於て利益を得ましたる所の事柄は少しも見て居られないのであります唯今政府より得ましたる所の材料に依りまして、此建設費の金利の差より見て見ましたならば、尙ほ吾吾は非常な是は參考になることと考へます、固より是は政府の御調査に信を置いてであります、金利を五分と見まして八萬三千圓、五分五厘と見ましても九萬五千圓が曼陀線に對しまして、鹽入線の一箇年に於ける缺損の超過額となるのであります、甚だ金額から申しますれば八九萬圓と云ふものは多いのでありませうか、少ないやうに見えますでありませうか、是れは其の金を支出しまする元金のことを考へなければ判斷が出來ないのであります、時に今日の鐵道院の御世帶は中々御裕福であるのであります、大正元年以來の收入を見ましても一億圓より下ることはないのであります、營業費を差引きましても、益金に於いて四五千萬圓は年々あるのであります、昨年度の收入は未だ決算期に至りませぬから、其の確定は無論政府として御付きにならぬ譯でありませうが、何ひまする所に依りまするど、一億七千萬圓は收入があるだらうと云ふ御答であつたのでありまず、從つて營業費を差引きましても、益金としては以前五箇年間の其の比較から申しましても、遙に益金としては殘金があるだらうと考へるのであります故に鐵道會計より年々縱んば八九萬圓の金を御支出になりますと致しましても、四國の鐵道經營は百年の計畫から申しましたならば何でもないのでありま す、尙ほ曼陀線は法律案の改正として政府は非常に御急ぎになつて居るやうでありまするが故に、其の工事に御着手なさることに於きましても必ず其所に現はれて居らなければならぬと思ひましたが、是れは思ひの外車輛費十七萬圓を除きまして、豫算には大正七年度、八年度九年度まで何等計上してないのであります、十年度に於きまして漸く十萬圓、十一年度に於きまして八十萬圓、十二、十三の兩年度に於きまして百二十萬圓づゝ、最後の十四年に於きまして四十一萬圓、合計三百七十萬圓の繼續費として御計上になつて居るのであります、之れを見ましても政府は緊急を欲せざるもの丶如しと斷定いたしましても、敢て御辯明は出來ぬだらうと思ふのであります、最後に申述べたいのは、鹽入、曼陀兩線に於きまして、縱し是が優劣何れにあるかと云ふことが分りませぬ場合に於きましても、貴族院に於いて政府が御主張になりまする修正案御反對の原案に復活すると云ふことにでもなりまする云ふことでありますれば、詰り兩院協議會にもかけなければならぬと云ふことになるのでありまする、併しながら此兩院協議會にかくべきことでありましたならば、餘ほど重大なる意義並に徹底したる所の理由がなければ爲し能はざるものであらうと考へるのであります然るに未だ何等も發見いたさないのであります、尙ほ軍事問題とし地方問題とし若くは鐵道線路網と致しまして考へまして、論議は種々に尙ほ盡されぬ所であるだらうと思ひます、が一々述べましては甚だ長く相成りますが故に、終りに於きまして何卒全會一致を以ちまして、委員長報告通り可決御確定あらむ事を希望いたしまして、此席を降る譯であります

○議長（公爵德川家達君） 別に御發言もないと認めますに依りまして、採決を致します、本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君） 過半數と認めます。

○侯爵細川護立君 直ちに第二讀會を開かれむことを希望いたします。

○男爵中川興長君 賛成。

〔其他「賛成」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 第二讀會を開きます、全部を問題に供します、全部委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○侯爵細川護立君 直ちに第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○男爵中川興長君 賛成。

○議長（公爵德川家達君） 直ちに第三讀會を開いて御異存はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 第六、足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案、本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君） 過半數と認めます。

○侯爵細川護立君 直ちに第二讀會を開かれむことを……

○男爵中川興長君 賛成。

○議長（公爵德川家達君） 直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 第二讀會を開きます、全部を問題に供します、全部委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 諸君に御諮を致します、日程第七、第八は同一委員に付託せられましたから報告も束ねて委員長に願つて宜からうと考へます、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 朝鮮事業公債法中改正法律案、樺太公債法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

朝鮮事業公債法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年二月二十五日

右特別委員長
伯爵正親町實正

貴族院議長公爵德川家達殿

樺太事業公債法案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年二月二十五日

右特別委員長
伯爵正親町實正

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵正親町實正君演壇に登る〕

○伯爵正親町實正君 朝鮮事業公債法中改正法律案外一件に付きましての、委員會の經過並に結果を御報告申上げます、此朝鮮事業公債法は朝鮮に於ける事業費支辨の爲に公債を發行し、又は借入金を爲すことを得と云ふ案でございますが、今日までに議會の協賛を經ました所の金額は九千六百萬圓でございます、是に此度七千二百萬圓の追加を致しまして、一億六千八百萬圓に增加したいと云ふの案でございます、それで大正六年までに支出いたしました所の額が八千七百萬圓餘になつて居ります、大正七年以後に於て支出すべき額か八千百萬圓になつて居ります、其此度の要求になりました所の七千二百萬圓は何に使用するかと申しますれば、是は全部鐵道の建設並改良費に使用する譯になつて居ります、其鐵道は何れの方面に建設するかと申しますれば、咸鏡線の內の永興と云ふ所に起りまして、楡城と云ふ所に達します二百八十三哩餘の線路でございます、此咸鏡線と申しまするは元山を起點と致しまして、日本海に面しましたる海岸を通りまして、北方に進みまして、さうして此の國境たる會寧と云ふ所に至る線路でございます、是で咸鏡南北兩道の縱貫線になりますのでございます、而して將來此會寧より吉林に達しまする線が出來ましたならば、吉長線と聯絡を付けまして、是れは將來國際交通線を成しまして、經濟上並に軍事上の最も重要なる線となるのでござ

います、此線路の計畫は大正二年度に於きまして全部建設の計畫を立てられたのではございまするが財政の都合上さう云ふ場合にも至りませずして、先づ其の一部たる此の内の一部分たる元山より永興と云ふ所への線と、それから北方の極端の會寧より淸津と云ふ所に至る線路だけが敷設になりまして、是れも最早近くに竣工を告げんと致して居る場合に立ち至つたのであります、それ故此度の要求に依りまして、其の殘間たる永興と極城間の線路を完成したいと云ふのでございます、其の次は鎭海線でございます、是れは馬山線の内の昌原と申す所より分岐いたしまして、鎭海灣に至る所の線路でございます、是れは十三哩、是れは多少經濟上にも關係いたして居りまするが、主として是れは軍事上の必要から起つた線路でございます、其の次が平壤炭鑛線の延長であります、是れが七哩八分、是は平壤炭鑛線の内の終點たる美林と勝湖里と云ふ所に達する線路であります、是は沿線に於きまする石炭及鑛業の發展を圖る線路でございます、其他は車輛の增設、是は建設費に屬します、改良費は京釜線、馬山線、京義線の内の改良でございます、此の京釜線、京義線、と申しますものは是は交通の主要幹線でございまして、尤も近時運輸數量も激增いたして參つたのでありますが爲に、是に應ずる爲に諸所急勾配の所、並に小曲線の場所を改良いたして、是が運輸の便に供する目的でございます、それから尙釜山の停車場も改良いたして、此目的に應じたいのでございますが、何分同所は地域か狹少でございまして、操車等の配線貨物の積降し、倉庫等を設けまする餘地もございませぬが故に、それに鄰接した所の釜山鎭に於きまして此所の停車場を改良して此の目的に副ふやうに致したいと云ふことが主もなる目的でございます、其他諸處に少しづゝの改良を施します、大體に於きましては右の次第でございまして、是は大正七年度より大正十四年度に至りまする八箇年の繼續事業として要求されましたのであります、委員會に於きましては審議の末、是は最も必要なる事業と認めまして全會一致を以て可決いたした次第であります、それから其次に樺太事業公債法に付て申上げます、是は五百五十萬圓の公債を募集いたしまして、同島に於ける是も鐵道を建設いたしたいと云ふ案でございます、御承知の如く樺太は現在の所では大泊と申す所より豐原を經まして榮濱と云ふ所に達する五十七哩餘の鐵道が一本あるきりであります、然るに段々同島も發展して參りますと、尙ほ將來の發展を促進いたします爲には、是非此鐵道の建設が必要に迫つて參つたのでございます、そこで此度の建設は既設の大泊から豐原間に貝塚と云ふ所があります、其所から分岐致しまして、ずつと西の方に行きまして、多蘭內と云ふ所を經て、西海岸の本斗と云ふ所へ達します橫斷線であります、是れが約五十四哩ほどございます、それから本斗と申す所から更に西海岸を經まして、眞岡と申す所に達します、是は二十八哩七分ばかりでございます、それから眞岡と云ふ所から尙ほ北方へ進みまして、野田寒と云ふ所に參ります是も矢張り二十八哩七分であります、合計百十一哩四分と云ふ線路が新設になるのであります、是は此要求の目的でございまするが、併ながら同島に於きましては是だけを以て決して滿足する譯には行かない、尙ほ將來發展の程度に於きましては東海岸、並に西海岸に於きましても尙ほ是より北方へ今少しく延長する必要がありますに付て、是は遠くなく、近き將來に於て更に又要求するであらう、斯う申すことであります、是も委員に於きましては目下の所最も必要なことゝ考へまして、是亦全會一致を以て可決いたしました、大略右の次第でございます。

○議長(公爵德川家達君)　御異議がなければ、唯今特別委員長の報告せられました兩案、束ねて問題に供します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　兩案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長(公爵德川家達君)　過半數と認めます。

○伯爵正親町實正君　直ちに第二讀會を開かれむことを希望いたします。

○男爵高木兼寛君　贊成。

〔其他「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　直ちに兩案の第二讀會を開くと云ふ說に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　第二讀會を開きます、兩案の全部を問題に供します、委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○伯爵正親町實正君　直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○男爵高木兼寛君　贊成。

○男爵中川興長君　贊成。

○議長(公爵德川家達君)　直ちに兩案の第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

〔男爵高木兼寛君發言の許可を求む〕

○議長(公爵德川家達君)　高木男爵は何ですか。

○男爵高木兼寛君　是より豫算第三分科會を開きたうございますから、同分科會委員の退席を願ひたうございます。

○議長(公爵德川家達君)　分科會への退席は許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○伯爵松平賴壽君　私も臨時國庫證劵、ほか大正五年法律第四號中改正法律案の委員會を開きたうございます。

○議長(公爵德川家達君)　松平伯爵の特別委員會への退席は許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　日程第九、東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案第十、帝國大學特別會計法中改正法律案、政府提出衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年二月二十三日

右特別委員長
侯爵　德　川　圀　順

貴族院議長公爵德川家達殿

帝國大學特別會計法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年二月二十三日

右特別委員長
侯爵　德　川　圀　順

貴族院議長公爵德川家達殿

○議長(公爵德川家達君)　御異議がなければ此兩案の報告を束ねて委員長に願はうと存じます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〔侯爵德川圀順君演壇に登る〕

○侯爵德川圀順君　東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案、及帝國大學特別會計法中改正法律案の二案に對する委員會の經過並に結果を簡單に御報告いたします、委員會は二案を一括して、去月二十一日、及二十三日に開きました、先づ正副委員長の互選を終り、會議を開きました、政府委員の詳細なる說明がありまして、此兩案提出の理由、第一案に於きましては物價騰貴の爲に兩帝國大學の判任官其他に臨時手當を支給することであります、第二案は北海道帝國大學を新設し、東京帝國大學に於て航空に關する研究を開始いたして、東京京都兩帝國大學に對する支出金を增加する爲に、帝國大學特別會計法の改正を要する案でありまして委員會に於きましては質問應答もございましたけれども、玆に別に特報すべきこともございませぬ、結局全會一致を以て、兩案共之を可決いたしました次第でございます、此段御報告いたします、尙ほ此兩案は唯今申上げました通りに簡單でございますから何卒讀會省略を以ちまして、可決あらむことを希望致します。

○議長(公爵德川家達君)　御異議がなければ兩案共束ねて問題に供します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○子爵豐岡圭資君　讀會省略贊成。

○子爵本多忠鋒君　贊成。

○山脇玄君　贊成。

○子爵八條隆正君　贊成。

○男爵內田正敏君　贊成。

○室田義文君　贊成。

○小野田元凞君　贊成。

○子爵秋月種英君　贊成。

○田島竹之助君 贊成。
○男爵武井守正君 贊成。
○男爵阪井重季君 贊成。
○議長(公爵徳川家達君) 徳川侯爵の兩案の讀會の順序を省略すると云ふ動議に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 三分の二以上と認めます……原案に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半數と認めます。
○議長(公爵徳川家達君) 日程第十一、醫師法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會。

醫師法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年二月二十三日 衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

醫師法中改正法律案

醫師法中左ノ通改正ス

第二條第一號ヲ左ノ如ク改メ第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號ニ改ム

一 六年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者

第三條及第十條中「禁錮」ヲ「六年未滿ノ懲役若ハ禁錮」ニ改ム

第八條 醫師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師會ヲ設立スヘシ

醫師會ハ法人トシ醫事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

醫師會ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條第一項中「第一號又ハ第三號」ヲ削ル

同條第三項中「第二條第三號」ヲ「第二條第二號」ニ改ム

第十一條ノ二 醫師會ハ本法ニ基ク命令ニ依ル處分ニ對シ訴願又ハ行政訴訟ノ提起スルコトヲ得

○議長(公爵徳川家達君) 別に御質問もないと認めますから、特別委員の氏名を書記官をして朗讀致させます。

〔書記官朗讀〕

醫師法中改正法律案特別委員

子爵堀内 護麿君　男爵高木 兼寛君
北里 柴三郎君　福原 鐐二郎君
男爵清水 資治君　男爵安藤 直雄君
三宅 秀君　安樂 兼道君
木本 源吉君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十二、私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案、衆議院提出、第一讀會。

私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年二月二十六日 衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案

第一條 左ニ掲クルモノノ用ニ供スル土地ニ付テハ納税義務者ノ申請ニ因リ其ノ地租ヲ免除ス但シ有料借地ハ此ノ限ニ在ラス

一 私立ノ幼稚園、小學校、中學校、高等女學校、實業學校及專門學校

二 前號以外ノ私立學校ニシテ大藏大臣ニ於テ指定シタルモノ

三 日本赤十字社、恩賜財團濟生會其ノ他勅令ヲ以テ指定シタル公益法人

第二條 前條ニ依リ地租ヲ免除スヘキ土地ハ幼稚園及學校ニ在リテハ校舍、寄宿舍、圖書館其ノ他必要ナル附屬建物ノ敷地、運動場、實習用地及保育又ハ教授上直接ノ用途ニ供スルモノニ限リ公益法人ニ在リテハ事務所ノ敷地其ノ他事業ノ執行上直接ノ用途ニ供スルモノニ限ル

第三條 府縣市町村其ノ他ノ公共團體ハ本法ニ依リ免租セラレタル土地ニ對シ租税其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス

附 則

本法ハ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

地租條例第十五條第一項及第二項ノ規定ハ之ヲ本法ニ準用ス

○山脇玄君 此案に對する政府の御見込を伺ひたいのであります。
○議長(公爵徳川家達君) 唯今政府委員を呼びに遣はしましたから、暫く御待ちを願ひます……諸君に御諮りを致しますが、政府委員は唯今見えられませぬから、日程第十二の第一讀會は暫時延しまして、日程第十三に移ります、如何でありますか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ないと認めます。
○議長(公爵徳川家達君) 日程第十三、鳥取縣東伯郡市勢村金市に登記所設置の請願、會議。

〔左の意見書は朗讀を經さるも參照のため茲に戴錄す以下之に傚ふ〕

意見書案

鳥取縣東伯郡市勢村金市に登記所設置の件

鳥取縣東伯郡逢束村市勢村伊勢崎村組合長太田力藏外二十二名呈出

右の請願は鳥取縣東伯郡伊勢崎村は倉吉區裁判所由良出張所の管轄に逢束、市勢、下郷、上郷、古布庄の諸村は赤碕出張所の管轄に屬す然るに孰れも距離遠く不便不利甚しきを以て敷地並建物は逢東村市勢村伊勢崎村組合に於て寄附すへきに依り交通通信の便備はり產業の盛なる市勢村金市に是等の諸村を管轄する登記所を設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採決すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年 月 日 貴族院議長公爵徳川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

○議長(公爵徳川家達君) 此請願は請願委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ないと認めます、御異議がなければ、第十四、第十五を問題に供します。
○議長(公爵徳川家達君) 日程第十四、北海道中川郡豊頃村に登記所設置の請願、會議、第十五、脇町區裁判所牛田出張所設置の請願、會議。

意見書案

北海道中川郡豊頃村に登記所設置の件

北海道中川郡豊頃村平民運送業岸田貞治郎外十二名呈出

右の請願は北海道中川郡豊頃村は區域廣濶にして農耕に適し戸口繁殖し產業の發達著しくして登記事件激增するに拘らす其の事務は遠隔なる帶廣區裁判所大津出張所の管轄に屬し不便不利尠からさるを以て同村字茂岩に登記所を設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年 月 日 貴族院議長公爵徳川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

意見書案

脇町區裁判所牛田出張所設置の件

徳島縣美馬郡牛田町長逢坂米三郎呈出

右の請願は徳島縣美馬郡牛田町は戸口多く登記事務頻繁なるに拘らす該事務は遠隔なる脇町區裁判所貞光出張所の管轄に屬し不便不利甚しきを以て速に牛田町に登記所を設置し同町及八千代村を其の管轄區域とせられたしとの趣旨にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年 月 日 貴族院議長公爵徳川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

○議長(公爵徳川家達君) 是等の請願も請願委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ないと認めます。
○議長(公爵徳川家達君) 政府委員が出席せられましたから、日程第十二に戻ります、山脇君、もう一應御述べになつたら如何でありますか。
○山脇玄君 此日程第十二に出て居ります案は數回衆議院から本院に回つた案でありますが、之に對する政府の御見込は如何でありまするか、參考の爲に御伺ひ致します。

〔政府委員松本重威君演壇に登る〕

○政府委員(松本重威君) 今回衆議院より提出になりました私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案に對しましては、政府も其案の趣意を適當と認めましたに依つて、政府に於きましては同意の意を表して居ります。
○山脇玄君 ちよつと序に、此免租になりますると云ふと、減額はどの位になりますか。
○政府委員(松本重威君) 唯今御質問の免租額に關しましては最近に於て調査した數字はございませぬが、嘗て調査いたしました所の數字で大した違ひはなからうと思ひます、それに依りますと云ふと、約三萬五六千圓位の見込でございます。

○議長（公爵德川家達君） 他に御質問もないと認めますから、特別委員の氏名を書記官をし朗讀を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案特別委員

公爵近衞文麿君　服部一三君
子爵榎本武憲君　子爵吉田清風君
小野田元凞君　折田彦市君
高田早苗君　木場貞長君
鎌田榮吉君

○議長（公爵德川家達君） 次の日程は決定次第御通知に及びます、今日は是で散會致します。

午後一時五十六分散會

○大正七年三月四日（月曜日）

午前十時四分開議

議事日程　第十號

第一　男爵關義臣君請暇の件

第二　酒造税法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第三　酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第四　麥酒税法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第五　所得税法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第六　戰時利得税法案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第七　臨時國庫證券法中改正法律案（政府提出衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第八　遠洋漁業奬勵法中改正法律案（政府提出衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第九　軍用自動車補助法案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第十　大正五年法律第四號中改正法律案（政府提出衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第十一　朝鮮人官吏の恩給退隱料及遺族扶助料等に關する法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

○議長（公爵德川家達君） 是より諸般の報告を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

去る一日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

鐵道敷設法中改正法律案
朝鮮事業公債法中改正法律案
樺太事業公債法案
東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案
帝國大學特別會計法中改正法律案

同日本院に於て修正議決したる左の政府提出案は即日之を衆議院に回付せり

足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案

同日本院に於て採擇すへきものと議決したる鳥取縣東伯郡勢村金市に登記所設置の請願外二件の請願は各意見書を附し即日之を政府に送付せり

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案可決報告書
酒造税法中改正法律案可決報告書
酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案可決報告書
麥酒税法中改正法律案可決報告書
所得税法中改正法律案可決報告書
戰時利得税法案可決報告書
臨時國庫證券法中改正法律案可決報告書
大正五年法律第四號中改正法律案可決報告書

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

未成年者飲酒取締に關する法律案特別委員會
委員長　伯爵清棲家教君
副委員長　男爵石黑忠悳君

同日内閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられたる旨の通牒を受領せり

海軍省所管事務政府委員
海軍省參事官　山川端夫君
農商務省所管事務政府委員
製鐵所長官　白仁武君

一昨二日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案特別委員會
委員長　伯爵林博太郎君
副委員長　子爵牧野忠篤君

裁判所の設立に關する法律案外一件特別委員會
委員長　子爵勘解由小路資承君
副委員長　石渡敏一君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

裁判所の設立に關する法律案可決報告書
大正二年法律第九號中改正法律案可決報告書
軍用自動車補助法案可決報告書

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

地種變更免租年期に關する法律案

同日衆議院より左の法律案を提出せり

日本勸業銀行法中改正法律案
輕便鐵道法中改正法律案
軌道條例中改正法律案

同日衆議院より本院の送付に係る左の政府提出案は本院の議決に同意し奏上せる旨の通牒を受領せり

舊韓國貨幣の處分に關する法律案

同日衆議院より本院の回付に係る左の政府提出案は本院の修正に同意し奏上せる旨の通牒を受領せり

足尾鐵道及有馬鐵道の買收に關する法律案

○議長（公爵德川家達君） 是より本日の會議を開きます、日程第一、男爵關義臣君請暇の件、病氣に付き九日間の請暇であります、許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 諸君に御諮りを致します日程第二より第六までの法案は同一委員に付託せられましたから、委員長の報告は一括して差支なからうと考へます、御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます、併し問題と致しますのは、一つづつ問題に供す積りでございます。

○議長（公爵德川家達君） 日程第二、酒造税法中改正法律案、第三、酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案、第四、麥酒税法中改正法律案、第五、所得税法中改正法律案、第六、戰時利得税法案、政府提出衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告

〔左の報告書は朗讀を經ざるも參照のため茲に掲載す以下之に倣ふ〕

酒造税法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月一日

右特別委員長
伯爵柳澤保惠

貴族院議長公爵德川家達殿

酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月一日

右特別委員長
伯爵柳澤保惠

貴族院議長公爵德川家達殿

麥酒税法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月一日

右特別委員長
伯爵柳澤保惠

貴族院議長公爵德川家達殿

所得税法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月一日

右特別委員長
伯爵柳澤保惠

貴族院議長公爵德川家達殿

戰時利得税法案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月一日

右特別委員長
伯爵柳澤保惠

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵柳澤保惠君演壇に登る〕

○伯爵柳澤保惠君 唯今議題に上つて居ります諸案の報告を一括して、成るべく簡單に申上げたいと考へます、此の諸案の二三に付きましては、御承知の如くに衆議院に於て修正がございまして、其の修正の點並に其他の點に付きまして、委員會に於きましては愼重に審議いたし、政府の原案に付き又衆議院の修正案に付き交々論議を盡しまして、遂に衆議院送付通りに可決になつたのであります、固より之

に付きましては十分に審議を致しまして、決して之を衆議院のを鵜呑みのやうに致して決したのではございませぬ、十分に意の在る所を盡し疑の在る所を質して可決いたしたのであります、御承知の如くに此の法律案は豫算に關係のある諸案でございます、豫算に於きましては諸君の御承知あらせらるる如くに、種々の新計畫がございますけれども、就中主眼と致すのは彼の國防の充實と云ふことであります、此の國防の充實に付きましては、十分に當局に於ても考慮をせられまして、其の財源等を攻究せられたのであります、然して其結果として其の財源を租稅の上に求められました、而も租稅は殊に彈力ある租稅に求められました效果として現はれましたのは、軍に酒造稅所得稅此二つの稅率の改正に依つて主たる財源を取つたのであります、尙ほ之に附帶いたして三つの租稅もございますけれども、主として此の二つのものに付て財源を求めたのであります、然して臨時事件豫備費に對しての財源としては、新たに新稅を起されまして、是は戰時利得稅法案でございます、之に依つて戰時の財源を求めて臨時事件豫備費に對する歲入を得たのであります、尙ほ此外に御承知の如くに衆議院に對しては政府は八案を提出されたのであります、併ながら是れは否決になりましたのであります、此の點に付ても十分に政府は其の意の在る所を委員會其他に於て申述べられたのであります、で此說明及詳細なる解釋に關しましては、本議會に於きまする豫算提出の際、並に增稅案等の提出の際にそれ〲當局大臣よりして陳述がありましたので、私は今之を繰返すことを避けます、委員會に於ては尙ほそれを敷演いたされまして、政府委員より懇々衆議院修正の理由、並に本案提出のことに付きまして、詳細に各條項に亘り、十分に辯明を承はつたのであります、委員會は五回開きました、其の五回開きました委員會の模樣を一々玆に申上げる必要はなからうと考へて居ります、で委員會に於きましては、此稅制整理の件並に歲入歲出の計算に關する件、それから稅額の計算に關する件、尙ほ條文に關しまする字句のこと等細大洩らさず質疑がありまして、尙ほ法律の改正後の效果に對して其影響如何に付て、實際に亘る事柄に付て詳密なる應答があつたのであります、是より唯今申しましたことに付きまして、二三のものを御紹介いたさうと考へます、先づ大體の質問は可なりございましたが、其內の二三を申上げて見ますれば、其質問の一としまして、元來衆議院に出された政府の提案と、今度衆議院に於て修正された所の相違の點に付て當局の意見を質されましたのであります、是も其說明は本會議並に委員會に說明されましたが、詰り政府に於て衆議院の修正に同意したる所の理由、即ち稅制整理は認めるけれども、是は凡て時局後にやつたら宜からう、主義としては認めるけれども、今日やるのはどうであらうかと云ふ衆議院の意見に對しての政府の同意の點、並に尙ほ詳細に亘りまして說明があつたのであります、尙ほ此歲入の見積り方でありますが或は歲入に付ては樂觀と悲觀と云ふことに付ての問題が出たのであります、兎角其の歲入の見積り方が何時も少ない爲に、それで每年多額の剩餘金を生ずるのである、七年度の豫算の如きも或は左樣な見積り方ではないか、豫算の編成方が宜しくないと云ふやうな豫算委員會に於ける如き質問に對しては、政府としては是は御尤もではあるけれども、政府は確實なる所の基礎に依つて計算したのであるから、多少の剩餘金の殘る場合もあるたらうけれども、左樣な確實なものに、求めるほか仕方がない、斯樣な御答辯があつたのであります、それから增稅はするが併ながら歲入歲出の方から見ても、隨分事業の繰延べ等の爲に餘る金も多からう、斯樣な疑の在る點を考慮したならば、七年度の豫算編成に際しては、今度の國防費位は出やしまいか、さうすれば增稅の必要もなからうと云ふ御議論もありました、之に對しては、成程剩餘金も相當に出る積りではある、又政府に於ても節減の道を大分圖つたが、十分圖らないので、已むを得ず斯樣な增稅の途に出たのであると云ふ答辯であつたのであります、それから又歲入に對しては、現今に對しては現今は好い狀況であるが併ながら斯樣なる狀況が將來長く續かうとは思はれない、さうすれば又歲入に多少缺陷の生ずる場合には、他日又增稅をする必要はないかと云ふ御質問もありました、尙ほ稅制整理と云ふものは時局の終末まで延ばすと云ふことであつたが、稅制整理に付ては將來又同じやうなものを出すのであるか、又他に何か稅制整理に付て考慮するかと云ふ御質問もありました、それに對しましては政府は稅制整理は時局後にする積りであるが、併し其場合に於て果して現今出した如き所の稅制整理案と同じものを出すか、或は他に何か考慮を廻らすかと云ふことは今日明かに申すことは出來ぬけれども、併し他日さう云ふ場合があつた時分には十分に考慮をすると云ふことでありました、即ち先般出まして衆議院に於て否決した如きものを全部出すか、或は他のものを出すか、又は罷めるかどうかと云ふことに付ては、今日明言は出來ぬと云ふことでありました、尙ほ此の稅制整理のことに付きましては、稅制整理の意味、其他に付て質問應答があつたのであります、それから又官吏增俸の質問が出まして、是は臨時事件豫備費の中からして、官吏の手當を增すやうなことがありますので、此增俸と云ふことに付ては思ひ切つての增俸もないやうだが、それはどう云ふもんだと云ふ質問があつて、それ〲答辯があつたのであります、先づ大體の質問は之に止めて置きます、是より各案に移りましての質問の二三を申上げます、此の酒造稅法の改正法律案、是は衆議院に於て修正がありまして、政府も認めたのであります、此の衆議院の修正の理由は、簡單に申しますると、燒酎並に味淋に對して增稅の率が多すぎる、それ故に此含む所の酒精分の度合に應じて權衡を保つて、課稅するやうに改めたのであります、又濁酒の稅率も高いと云ふので衆議院では下げた、之を政府が同意されたのであります、尙ほ此外に淸酒に關しまして貯藏の減量を認めたと云ふことであります、それから又酒類の製造免許石數の制限を上すと云ふことがありました、是が酒造稅法中改正法律の修正の點並に改正の點であります、是に對しては條文に對する御質問もありましたが、此詳細は省略しやうと考へます、是は別に詳細に申上げることはないと思ひますが、八條二項と五條の改正に付て質問がありました、それから酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案及麥酒稅法中改正法律案、是は酒造稅の改正に伴ふ權衡上の改正でありまして、別に是に付ては何等質問もなし、政府委員もそれ以上說明もなかつたのであります、此次は所得稅法中改正法律案であります、是は可なり御質問もありましたが、主なことに止めて置かうと思ひます、此所得稅法中改正法律案は御覽ぜらるる如く、是は大體稅率の引上げでありまして、約二割の引上げになつたのであります、而して三種の所得の課稅の最低額を上げまして、是まで四百圓であつたのを五百圓にしたのであります、山林所得の改正、是は能く法律と命令との矛盾であると云ふやうな事柄があつて、屢々爭議が起りましたので、それに付て法律を改めたのでありまするが、併ながら山林の所得と云ふものは主に伐採が目的である、强ひて政府の修正の如くにするには及ぶまい、又政府も山林所得と云ふものは材木にあると云ふ以上は、强ひて衆議院の修正を拒まないので、即ち現行法に戾つたのであります、それから尙ほ納期の改正が此法文に現れたのであります、是に對して質問が出ましたが最も多く質問のございましたのは、法人と個人と課稅率の相違の點に付て、委員より同樣或は類似の質問が出ましたのであります、是は個人と法人と課稅率が如何にも違つて居つて、甚だ是は困るではないか、どうか之を緩和する方法はあるまいか、又第三種即ち個人の稅率をもう少し下げるやうな考はないかどうかと云ふやうな御質問でありましたが、是に對しては考慮をして見やう、併し第三種の率を減ずると云ふことは今日別に明言は出來ぬことである、詰り政府に於きましても個人と法人との稅率の相違は認められて居りますけれども、委員の質問の如くに、それを今日どうしやう、斯うしやうと云ふやうな考の返事はなかつたのであります、それからして又能く質問の出ましたのは、此個人の組織を合資合名に致し、又それを株式會社にすると云ふやうな風にして、體のいゝ脫稅の方法を取る者が多い、法律の上から申しましても、株式會社に課ける稅が一番廉いのでありますから、種々な場合、種々な時に、種々な口實を設けて變形する者が多い、どうも是は脫稅に近いものであるから、是はどうか取締る方法はないかと云ふ御質問も屢々出ましたのであります此御質問に付ては政府に於ても餘程前に斯樣なことを取調べ、法案の提出をしたことがあるが、それは衆議院で否決になつた、併ながら現今尙ほ左樣な弊害は隨分認められることであるし又諸君の氣付もあることであるから、是は考へて見やう、併ながら其立法に付ては之を次の議會に出すと云ふことの明言は出來ぬが、此點に於て脫稅の方法に對する取締に付ては十分の考慮も致し、尙ほ又之を注意して見やうと云ふことでありました、それから尙ほ所得稅の取方に付ての質問もありました、是は前の所得稅法では個人から取つたものであります、今日では個人

と法人と分けて居りますが、前には個人から總て取つたものであるが、さう云ふやうな從來の方法を又考へて見たらどうか、又家族即ち未成年者の數に應じて、多少所得税を斟酌するやうな立法も外國にあるが、是等も考へて見たかどうか、又納税期の指定がどうも法律の納期より兎角早くして困る、斯んなことに氣を付けて貰ひたい、又將來納期の改正はないかどうか、是は納期を中旬から下旬まで繰下げましたに付て、それは又之を元とに戻すやうなことはないかと云ふやうな質問でありました、是に付ても當局者は其委員の質問を諒し、同時に又さう云ふ委員の質問の如く、全體に付ては考慮をして見たことはないが、併ながら其質問に對して一應攻究もして見やう、又調査もして見やうと云ふことでありました、尚ほ細々しいのは大分ございましたが、是は速記錄に譲りまして省略いたします、併し又一二申しますれば、所得税の增加する場合に附加税も增すことになつて居る、隨分今日は最極度までも附加税が增して居るやうである、是は元來附加税には制限があるのであるが兎角制限以上と云ふやうな風になつて困るが是はどうすると云ふ御質問もありましたが是は附加税に付ては制限外の課税と云ふものは成るべく許さぬ事にして居る、他に增税に付ての制限に付ては考へて居らぬけれども、十分注意する、即ち增税に付き附加税を掛けぬと云ふことは何つたのでありませぬが、十分注意して見やうと云ふ御返事であつたのであります、それから尚ほ此二種……一種二種三種とあります二種でありますが、此内社債の利子が千分の三十公債の利子千分の二十と二つに分けて居ります、此中には勸業銀行農工銀行等の社債があつて千分の三十になつて居る、地方債が千分の二十としてあるが、斯樣な事は如何であるか、不穩當ではないか特殊の公債の利子同樣に見て同樣にする考はないか、即ち千分の三十のものを千分の二十にしたらどうだと云ふ御質問もありましたが、是は成程さう云ふことは御尤もであるけれども、此類似の債券に向つて愈々それをすると云ふ場合には、隨つて範圍も廣くなるので、さう云ふことも仕悪い、併ながら御質問のやうな所の債券に對しては、裏面より十分な便宜を與へて居るのであるからして、是は考へては見るけれども、矢張り千分の三十にして置くのは已むを得ぬと云ふことでありました、所得税の方は其位にして置きます、今度の委員會に於きまして、殊に質問の多かつたのは戰時利得税であります、故に委員長は其方に付きまして少しく詳細に申上げやうと思ひます、此戰時利得税と云ふものは御覽ぜられる如くに、所得税法を根據と致しまして其所得の決定の金額に依つて利得税を課することになつて居ります、尚ほ此他に船舶鑛山の賣却に依る個人の利得にも課けるのであります、それから此法案には大分詳しく算定の方法に付ての規定があります、個人と法人との相違の點も認めて居ります、尚ほ此法案に付きましては大分條項は多うございますけれども、能く翫味いたして見ると、要するに税の計算に俟つことが大分多いのであります、衆議院に於て一字の修正を致しまして、「所得金額三千圓」の「所」と云ふ字を「利」と云ふ字に改めました、是だけの修正であります、それで法文に付ての御質問もありましたが、就中此税法が行はれまする時に際しての効果、即ちどう云ふ風に利得税が課るか、どう云ふ風に計算するか、其影響が大きいではないか、と云ふやうな、主に計算上に付ての緻密な質問がありましたのであります、先ず初めに大體質問の一二を申上げまするど、利得額は政府の見積りは分つて居るが、若し是が多く取れた場合にはどうするのか、其ときにはそれは或は一般會計へ使ふのか、剩餘金にするのかと云ふやうな御質問がありましたが、それはさう云ふ場合には政府は決して他には使はない、豫算に借入金何千萬圓とあるけれども、此の借入金をせぬことにして使ふことにする、勿論臨時事件のみに使つて、他には使はぬと云ふ御答辯でありました、其利得税の見積ることが少いやうである、是は如何であるか、之に對しては政府は例の如くにいつも基礎を確實なものに取るのである、確實なる基礎に依つて割出すのであるからして、多少其少ないやうな觀があるけれども、是は一時の現象に於ける所の算盤を取つたり、又臨時に取れる所の算盤を取つたのでは甚だ宜しくないから、多少さう云ふことは考慮するけれども、又計算の基礎を確實にする爲に、確かなものから來て居るから多少見積額の相違はあらう、けれども決して是は世間で言はれるやうなことはないと云ふことでありました、それからして又斯樣な御質問もありました、此七年度より利得税を御取りになるが、斯樣な税額位のものは何とか歲入の方を調節したならば出やうと思ふがどうであらうか、又世の中の變調の場合には矢張り豫算などを編む時分にも多少さう云ふことを顧慮して平時の計算を見るも宜しいが、先づは變調の場合をも基礎としたら宜からう、現に所得税などの計算を見ると、政府は普通の場合も戰時の場合も構はずに矢張り死んだ算盤で計算して居る、是は甚だ宜しくない、多少時勢に應じた計算をしたなれば、決して今度の如き利得税の提案はなくても相當な收入はあらうと思ふがどうであらう、之に對しても矢張り理窟は御尤もであるけれども、矢張り確實なる豫算を作るには確實な基礎が必要であつて、多少變調な場合を考慮するけれども、先づ據る所は平年度の平均計算に據るより仕方がないと云ふ御返事でありました、それから最も注意すべき現象と致しまして質問のあつたのは計算のことであります、是は御承知の通りに、日本工業俱樂部が一方に於きまして、俱樂部に於て蒐集したる所の材料に依つて計算いたしました所が、是が政府の見積高と非常な懸隔がある、殆ど比較されぬ位な兩極端の數になつて居る、是が大分參考材料を議員に配ばられた結果、議員に於ても調査せられ、如何にも算盤の桁が違ふではないか此工業俱樂部の計算はどう見て居るかと云ふことでありました、政府は其點に付ては考慮せられまして工業俱樂部の材料を取られまして、十分に計算されたのであります、政府の見る所では工業俱樂部の計算と云ふのは大分誤りがある、即ち計算の方法に付ては誤謬は認めぬけれども、會社に付いて利得税額を算定する方法に誤りがある、又資本の算定、所得額の算定にも誤謬がある、大正六年度の所得額の算定にも誤謬がある、是れは重もなことを申上げましたが之れに付いて尚ほ例を取られまして、最も周密に說明されたのであります、是れは私は御取次するのは敢て辭せませぬが、非常に長くなりますから要點だけを申上げて置きます、要するに工業俱樂部の計算は根柢に於て誤つて居ると認める、僅かの數字上の勘定に見ても誤りがある、又はそれを以つて全般を類推すると云ふことも亦誤りで極めて危險であると云ふやうなことであります、其の勞は認めるけれども、研究の資料としてはどうも十分に信頼すべからざるものであると云ふことでありました、是れは尚ほ諸君の御質問があれば私は詳密に御答して差支ありませぬ、尚ほ大分細かな御質問がありましたが、其の中重もなものを三四申上げます、第一個人の利得税の率の割合は利得金の百分の十五とあつて法人は百分の二十、是れは所得税に較べると全然反對して居る、是れはどう云ふことであるかと云ふ御質問でありました、それに付いては是れは個人の場合に於いては、資本の增加と云ふことに對する所得額の控除を法令に規定してない、而も個人は資本以外に自分の努力を以て利得することがあり、又所得の上に於ての經費で以て控除し難いものがある、又斯樣な場合は大分法人の場合と違ふから、旁々斟酌を加へたのであると云ふやうなことでありました、それからして法文の五條二項三號のことでありますが、之に付ての御質問がありました、是は戰時の資本增加の場合に、戰時前の利益の步合を以て算定したる利得額を平時の所得額と看做す、それが爲に其結果として脫税等が起ることはないかと云ふ、詰り五條の二項三號の適用に付ての御質問があつたのであります、是れは數多の委員諸君より色々な場合を以つて御質問があつたのであります、それに付いては當局は斯樣に言ふて居られます、先づ普通此會社の利得は平時の利廻りは一割位と見て居る、併ながら偶には二割三割の會社もあらうと思ふ、さう云ふ利益の多い會社が資本を戰時に於て增加する、斯樣な會社であるから戰時にも利益があらうと思ふ、併し其場合に、若し此法律に規定された條項がない場合には非常な不當なる利得税を排ふやうになる、それで此規定を設けたのである、是は穩當なる規定であつて、脫税云々と云ふやうな說があるけれども、是は會社は皆增資すると云ふ譯ではない、平時の利廻りの低い者が脫税の爲に增資をすると云ふものはあるまい、會社の內容如何に依つて增資と云ふことが起るのであるから、無暗に增資々々と云ふて起るものではないだらう、多少二三の大會社等に付て偶然脫税と云ふやうな計算が起るけれども、是は偶然であつて、大體に付て見ますれば、此規定と云ふものは決して脫税を奬勵するものではないと云ふやうな意味でありました、それから附則の規定であります、此附則の規定の施行期日の件であります、是は大分質問があつたのであります、即ち曆年度と事業年度と一致しない爲に、甲にあつては相當な課税があり、乙には非常に不相當なる所の課税が起つて、

課税の不公平を起すやうになるが、是はどう云ふものであるかと云ふ御質問でありました、即ち或會社に依りますると、暦年度と事業年度と一致せざる爲に、即ち六年で頭を出し、七年後即ち假に平和克復になる場合が起ると致しますと、其ときにまで尻尾を出す、即ち或會社は一月から十二月までのものもあり、或會社は前年に遡つて税を取られ、又後年度に出て取られると云ふことになる、例を以て言ひますると、十二箇月のものもあれば、中には二年位は取られるやうなこともあるのであります、之に付ての御質問がありました、けれども、是は政府の答辯を以て見ますると、會社の事業年度と云ふものは先不可分のものである、即ち法人の利益の計算は事業年度の総に於て之を計算せねばならぬのである、途中で以て之を中斷することは如何であらうか、所得税を掛ける場合に於ても、亦此會社の決算後に掛けるのであつて、前に遡ると云ふことは必ずしも無理でない、但し後の年の方に足の出ると云ふことは、是は實は斯樣な心配を持つて居るのである、即ち商人などは機敏であるから平和克復であると云ふやうなことが分ります、さうすると自分の方の利益の爲に其事業年度を延ばす事がある、さう云ふ事からして脱税が或は起る事もあるであらうと思ふ、其場合は利得税を取れない、已むを得ず是は先きに延ばすことにしたのである、是は已むを得ない結果であると云ふやうな事でありまして、それからして此衆議院の改正になりました所の「所得金三千圓」を「利得金三千圓」としたと云ふことであるが、是は此三千圓と云ふものは一體どう云ふ根據に依つてやつたものであるかと云ふ御質問でありました、此所得金三千圓はどうも如何にも酷であると云ふので、是は利得に變へた、それから三千圓と云ふ標準は是は政府に於ては所得税を納める者は日本に何人あるかと云ふことを見、又所得額の分賦に付ても研究をした其結果三千圓位の所得金の者は先つ中流以上の者であると云ふ推定を以て、此三千圓と云ふことを採つたのである、別に其他には意味はないと云ふことでありました、それからして、もう一つは臺灣、朝鮮等の殖民地に對しては課税するかどうかと云ふ御質問でありました、是は衆議院に於ては臺灣、朝鮮等の殖民地に於ける所の法人にも掛けると云ふやうに聞いて居るが、是はどうであるか、政府に於ては元來殖民地は掛けぬ積りであつたのである、併ながら衆議院で左樣な議論がある、此事は決して不當でもないと思ふのであるから、臺灣、朝鮮等にも課税すると云ふことが起るであらう……課税する積りであると云ふことでありました、其他細ま細ましい御質問も大分ございましたが、是は省略いたします、最後に各案の決定に付いて申上げます、酒造税法中改正法律案、酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案、麥酒税法中改正法律案、此三案に付ては別に御異議もなく可決いたしたのであります、所得税法中改正法律案も可決になりましたが、唯一員の希望が出ました、それは是も能く御質問が數多出たことでありましたが、株式會社にして内容が合資或は合名會社と同じやうなものがある、此取締に付てどうぞ政府に於て何とか提案をされたいと云ふ御希望であります、詰り體のいゝ脱税をする者を防ぐと云ふことに付て、政府の相當の提案をして欲しいと云ふ御希望であります、是は一員の希望であります、それから戰時利得税法案に移つて申上げます、で一員の御質問には此法案に付ては政府より十分なる説明もあり又我々の質問に對して御答辯を得たが、如何に致しても二三の點に付いては了解し難い所がある、例へて申せば、此戰時中資本増減の會社と、然らざるものとに對して負擔の不權衡なことがあるやうに思ふ、又法律施行後資本増加に依つて脱税の虞なきにしもあらず、又事業年度と暦年と一致せるものと一致せざるものとの課税に不權衡があるやうに思ふ、どうも隨分他にもあるかも知れぬが、此二點は殊に目立つ故に修正を加へたいと思ふのである、併ながら果して此修正を加へて之が成案になれば宜しいが、或は是が爲に政局の安定を亂すやうな事を心配せんでもない、又一方に於ては時局切迫の事情なきにしもあらずであるから、隨分不備不完を認める所はあるけれども、此點を考へて同意する積りである、で此點に付いて政府の意見を聽きたい、併ながら修正の考と云ふものは棄てるのではないと云ふ確固たる質問でありました、それに付て當局大臣に於ても能く其意を了承せられて、此戰時の時の増資の場合、又戰時に起つた會社の場合の課税の不權衡、又暦年度と事業年度と一致せざる爲に課税の不公平があると云ふことに付ては、當局者は初めは左樣に考へて居らなかつたが、段々御話を承はつて見ると、是に付ては理窟があるやうに思ふ、此點に付ては尚ほ一層十分研究調査を致して、相當の改正を加へて、近き將來議會に提出する積りである斯樣な言明を得たので、一員は非常に滿足せられて、それならば自分は此案に付ては原案を維持する、併ながら玆に全會一致の希望的決議を致したいのである、それで一の希望的決議を申されたのであります、それは斯樣であります「戰時利得税法案を審査するに不備不完の廉ありと思考するも今や切迫せる時局に鑑み之を協賛す政府は深く此點に付き研究調査を遂け近く相當の時期に於て更に改正を加へられんことを望む」もう一遍申上げます

〔再び文案を朗讀す〕

之に付きまして一員から質問がありました、不備不完と仰つしやるが、それは唯今例に述べられた二箇條だけであるか、それに對せられまして、いや、さうでない、自分は此二點に付て殊に氣付いたが、他にもあるかも知れぬ、又ありとすれば無論改正を希望するのである、之に依りまして委員會に於きましては、此希望的決議に付きては全會一致賛成でありました、即ち政府は次の時に於て改正案を出すと云ふことの言明を得たので、全會一致を以て此案を認めたのであります、終りに臨みまして尚ほ一員の希望を申上げて置きます、それは法人は大正八年後利得税を經費として控除するが、個人には斯樣なことはない、如何にも税率に違ひがあり、又是は取扱上已むを得ぬことであると思ふけれども、甚だ不權衡である、此點は注意して貰ひたい、又能く地方に於ては收税官吏の苛斂誅求は屢々聞くことである、此點に付てはどうぞ當局は訓示をして貰ひたい、是は一員の希望であります、之に對して當局大臣は其意を了承せられまして、將來注意すると云ふことでありました、斯樣な次第でございまして此案は通過いたしたのであります、先づ大體不完全ながら之を以て報告は終ります、何卒諸君に於かれましても委員長の報告に御賛成あらむことを希望いたします、

○議長(公爵德川家達君) 先きに議長は唯今委員長の報告せられました第二より第六までの法案を一つ一つ問題に供しますと申述べましたが、御異議がなければ第二より第五までの法案は一括して問題に供します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〔男爵武井守正君發言の許可を求む〕

○議長(公爵德川家達君) 武井男爵は第六ではありませぬか。

○男爵武井守正君 はい。

○議長(公爵德川家達君) 第六は問題になつて居りませぬ。

○男爵武井守正君 束ねて問題に供されたのではございませぬか。

○議長(公爵德川家達君) 第二から第五までと申述べた積りでございます……第二より第五までの法案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半數と認めます。

○男爵中川興長君 直ちに第二讀會を開かれむことを望みます。

○男爵高木兼寛君 賛成。

○議長(公爵德川家達君) 直ちに第二讀會を開くべしとする中川男爵の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 第二讀會を開きます、全部を問題に供します……全部原案に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半數と認めます。

○男爵中川興長君 直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○男爵高木兼寛君 賛成。

○議長(公爵德川家達君) 直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 次に問題に供しますのは第六の法案、戰時利得税法案、武井男爵は……

○男爵武井守正君 之に付て少しく意見があります

○議長(公爵德川家達君) 意見を御述べになる、宜しうございます、武井男爵。

〔男爵武井守正君演壇に登る〕

○男爵武井守正君　戰時利得税に付きましては本員は大に贊成する者でありますのみならず、頗る希望をするものであります、抑々船舶管理令と戰時利得税なるものは戰局の間もなく列國では皆之を施行して居りますのに、獨り我が帝國のみ施行せられませなんだのでございます、昨年に至つて船舶管理令が出まする、此の度戰時利得税が出ましたのでございますが、此の案が出ましたに付きましては本員は頗る期待して居つたことでありますから、喜んだのでございます、然るに其の案を一讀いたしまして頗る驚愕をしたのでございます、抑々此の利得税なるものは此の時局に對しまして國防充實の爲には最も好い課税と思ふのでございます、之を課税するに付きましては天下誰も異論のなきことであらうと信じます、信じますけれども、此の本案を見ましては、奈何せむ、課税法が頗る不公平であるのでございます、不公平に渉りまするから、實業界では頗るやかましい、又我が同僚間にも議論が紛々とあるのでございます、それに對しましては政府が辯明書の如きものを我々に御配りになりました、御配りになりましたけれども、總て理論に馳せて一向辯明になつて居らぬと私は考へるのでございます、元、計數のことでございますから、算盤から出ますることでございますから、理窟で以てごまかす……ごまかすと申したのは甚だ失言でございます、左樣な汚ないことを申すのでございませぬ、是は取消します計數のことを議論や理窟で論されました所が、決して誰も感服するものでなからうと存じます、今其不公平なることを實例を擧げて申しますれば、忽ち氷解されますことでございますけれども、數字を申出しましては頗る諄々しくなりますから、それは省きまして申上げませぬ、申上げませずとも當局に於ても萬々御承知であるこゝと存じます、御承知ではございますけれども、一旦提案せられましたのでございますから、强ひて說を付けて無理にも此儘に通過をさせたいと御圖りになるのであらうと存じますが、地を換へて考へますと、決してそれも御無理とは存じませぬ、尤も五條の如きは算盤上から出ますので、ちよつと分りにくうございますけれども、附則の如きは例へば本年中に終局するものと致しましたならば一箇年だけを出すもの、一箇年半を出すもの、將た二箇年分を出すものとなりまして、是れは三尺の童子でも不公平なりと申すであらうと存じます、恆久税でありますれば、即ち所得税の如きは初の期に於て負擔に差等を生じますけれども、其不公平の程度が輕うございますから、餘りやかましくはございませぬ、此戰時利得税の如き一時税にありましては不公平の程度が極めて重うございますから、人の折合はぬのも其筈であると私は考へるのでございます、凡そ政治をされまする上に於きまして何が一番恐いかと申しますると、不公平位民心を損ふものはないと私は考へます、玆に於て本員は政府今後の威信上に甚だ憂慮するものでございます、併ながら唯今委員長の御報告になりました通りの理由に依りまして、大藏大臣の言明に信賴いたしまして、委員會に於ける私は率先贊成したのでございます、皆さんも蓋し私同樣な御考で居らせられる方々が多いと存じますから、私同樣の意味に於て本案に御贊成あらむ事を希望いたします。

○議長（公爵德川家達君）　他に御發言もないと認めますから採決を決します、本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○男爵中川興長君　直ちに第二讀會を開かれむことを希望いたします。

○男爵高木兼寛君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○男爵中川興長君　直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○議長（公爵德川家達君）　まだ御早うございます。

○議長（公爵德川家達君）　第二讀會を開きます、全部を問題に供します……全部原案に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○男爵中川興長君　直ちに第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○男爵高木兼寛君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第七、臨時國庫證券法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告

臨時國庫證券法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月一日

右特別委員長　伯爵松平頼壽

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵松平頼壽君演壇に登る〕

○伯爵松平頼壽君　臨時國庫證券法中改正法律案の委員會の經過及結果を御報告いたします、此改正法律案の趣意に付きまして政府委員の說明いたしました所を一應御話を申上げます、此法律案改正の趣旨と云ふものは輸出爲替資金の疏通を圖り、又聯合與國に對する輸出軍需品代金決濟の便に致します爲に前特別議會に提出いたして發行最高額二億圓として議會の協贊を經たものでございまするが、然る所今日既に二億圓は發行いたしまして、尙ほ今日の有樣で參りますれば、此上更に三億圓を增加をしなければ總ての運用に差支へると云ふ所から此三億圓と云ふものを增すと云ふ改正法律案でございますさうであります、それで此二億圓は主として輸出軍需品代金決濟の便に致します方法を設けて參りまして、爲替資金の疏通を圖ります方には廻り切らなかつたのでありまして、此爲替資金の方は他の會計の方面を處理して參つたのでありますが、此度のは他の方面の力では足りなくなりまして、迚もそれでは及びませぬ、それのみならず、且つ軍需品代金決濟の方にも甚だ力を添へて、兩方から之を運用したい爲に三億圓と云ふものを發行するのであると云ふことであります、又此三億圓と云ふものを、何故三億圓と云ふ標準を立てたかと申しまするると、それは數字的に必ず三億圓出ると云ふ風で致したのでなくして、現在軍需品の代金決濟の狀況並に國際貸借の關係上、爲替資金の疏通を圖るに大凡此位の資金を備へたならば宜からうと云ふ方針を以ちまして、大體に於て三億圓にした次第であると云ふ御說明でございますそれで此改正法律案の中にも、唯『第二條中「二億圓」ヲ「五億圓」ニ改ム』と云ふだけのことでございますので、政府委員はそれだけの說明でございました委員會に於きまして大分質問もございましたが、質問の主なるものを二三申上げて置きます、其中で前に發行いたしました所の二億圓と云ふものはどう云ふものに使つたかと云ふ御質問がございました、是は政府委員の說明に依りますと、露國大藏證券、即ち日本で發行しました所の露國大藏證券の方に運用を致して參りまして、露國大藏證券を日本で保有いたして居ります所の高と云ふものは二億五百萬圓程あるのださうであります、又民間にも多少ありますが、民間の方は極く少なうございまして、三萬九千圓ばかり民間にあると云ふことでございます、それから又聯合與國に對しまして軍需品の代金未決濟の額はどの位あるかと云ふ御質問もございましたが、是は政府委員の說明に依りますればまだ一億九千萬圓位あると云ふことでございます、又御質問の中に今の現在の露國の政府を正當の與國と看做すか如何と云ふ御質問がございましたが、是は政府としては今の政府は今何とも言ふことは出來ないけれども、前の「レニン」政府、其前の政府は正當の與國と看做して、總てのことを取扱つて居ると云ふやうな御說明でございましたが其外いろ〳〵御說明がございましたけれども、それは總て速記錄で御承知になることと存じまして、玆に御報告は省きますです、唯委員會の經過及結果を申上げて置きます委員會に於きましては別段質問だけて、討議もありませずして、全會一致を以て之を可決いたしましたから、右御報告を致します。

○議長（公爵德川家達君）　本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○伯爵松平頼壽君　直ちに第二讀會を開かれむことを……

○男爵高木兼寛君　贊成。

○伯爵柳原義光君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第二讀會を開くと云ふ動議に御異存はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議はないと認めます

○議長（公爵德川家達君） 直ちに第二讀會を開きます、原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○伯爵松平頼壽君 直ちに第三讀會を開かれむことを……

○男爵高木兼寛君 贊成。

○小野田元凞君 贊成。

○議長（公爵德川家達君） 直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 直ちに第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議なしと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 日程第八、遠洋漁業奬勵法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

遠洋漁業奬勵法中改正法律案

右可決すへきものとなりと議決せり依て及報告候也

大正七年二月二十八日

右特別委員長

伯爵松浦　厚

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵松浦厚君演壇に登る〕

○伯爵松浦厚君 唯今より遠洋漁業奬勵法中改正法律案の特別委員會に於きまして討議いたした事を茲に御報告いたします、此委員會は兩度に亘りまして會議を開きましたが、此問題は殊に此時局に取りましては大切なことでありまして、最も樞要なことと考へます、御承知もあらせらるる通りに、此法律は大正九年の三月に施行期限が終了いたすのでございまして、僅か餘す所は二箇年餘りでございますから之を此儘繼續するには、時勢に應じまして法律案を改正しなければならぬ必要がある、幸に今日の機會に於きまして、此時勢に於て最も必要な點を改めて更に此の法律案を繼續したいと云ふ政府の提案でございます、時勢は益々天然の資源を開發するのを急務と感じて居る次第でありまして、又遠洋漁業方法も段々と進歩發達を來しまして、其施行期限を延長いたしまして、又奬勵金の增加と云ふものも又必要な場合に立至つたのでございます、左樣なつて參れば自然此目的を達し得ることになるのでございます即ち此改正法律案は時勢の要求に應じまして提出されたる所のものでありまして、此期間を尙ほ是から十五年繼續いたしまして、奬勵金を五割增加すると云ふことになりまして、即ち今の二十萬圓を三十萬圓に殖やすと云ふことになりまして、其內容は唯今申す通りに相當の改正を加へて、時勢の進運に伴ふやうに致したいと云ふことでありました、其改正の要點は唯今までの所は御承知もあらせらるる通りに一般の漁業に付て奬勵をされたことでありますけれども、今日は多くは一般の漁業奬勵と云ふものは歩を進めた次第でございますから、特別のものの奬勵をなすと云ふことが此案の骨髓と考へるのであります、それで今日まで今漁民の直接に從事して居らぬやうなるものに付て此の奬勵をしたいと云ふことでありますが、先づ一例を擧げて見れば、即ち漁船は流し網とか、延網とか、或は卷網とか、斯の如きものは今日まで多く遠洋漁業に行はれて居らなかつた斯の如き新漁業の創始を企圖したいと云ふのが一つであります、又漁獲物の處理法に付ては今日までやつて居りましたが、十分に是が行屆いて居らぬことでありますから、其の改善を計りたいと云ふことであります、例へば今日までは氷船と云ふものがありましたけれども、十分に鞏固なものを以つて遠洋に運ぶことはなかつたのであります、今日斯やうなものも實施して、又鹽に於いて魚なぞを貯藏することが十分に進歩して居なかつたが、其の方も十分に力を入れてやりたいと云ふことで、合せて輸入の盛なることを奬勵する考であります、而して海外の漁業の利益發達を計らうとするのが此の案の精神であります、其方法と致しましては如何であるかと申せば御承知もあらせらるゝ通り、本邦の漁業の中堅と云ふものは即ち小船漁業、小さな船で漁を致すのであります、是が即ち今日までの本邦の漁業の中堅と申すものでありますが、如何せんや其漁船の製造が不十分であつた爲に、十分に發達して居らぬ譯でございました、付きましては此の構造方法を改良して奬勵して參つたら十分に此漁業が發達するであらう、付きましては每年凡そ百隻ばかりの改良漁船を造つて、十五年に至つて此目的の全部を達し得ることになると云ふ事であります、第二は大船漁業、此大船漁業は諸君も御存知の通り、大なる會社に依つて組織されたものでありますから、即ち漁團を以てやつて居るのでありますから、隨分資本も澤山ありますから、强ひて之を政府から奬勵せられる爲に資金を投ずる必要もないかも知れませぬが、中には企業者の間に遠洋漁業に疑懼心を以て恐れを懷いて居る者も澤山ある、左樣でありますから、それを除く爲に其疑懼心を去らせる爲に一二、種類の違つたものを二三隻づゝ每年製造いたして、さうして補助的に且つ奬勵的に進めて參つたならば、此大船漁業も發達するだらうと云ふ事であります、是も十五年此ことに付て奬勵して行つたならば、見込が立つだらうと云ふ事であります、第三は新規の漁具、新漁法を試み、又漁獲物處理法、運搬、及其販路を研究する事並に新しい漁場、それに出漁せんとする漁業、斯の如き特殊なる漁業を奬勵したいと云ふ事、第四は海外の出漁者の利益增進を目的と致しまして、公益法人に對して、即ち此漁人團と云ふものがありまして少數、多數の團體があります、斯の如きものを指すのであります、海外に參つて居る者の其發達を計らんとするの趣旨であります、例へば今日即ち露領の水産組合と云ふのがありますが、即ち斯の如き性質のものを申すのであります、大體是は此度の奬勵法の改正の趣旨でありますが、此委員會に於きまして二三の委員で熱心に此問題に付ては注意がありまして、政府委員に質問が數多ございました、其中の一二眼目となる點を茲に申上げますが、其一は此遠洋漁業と云ふものは一體政府に於ては南方の方を主に奬勵するのであるか、北方を重に奬勵する積りであるかと云ふ質問でありました、之に付ては政府委員の詳細なる答辯がありましたが、無論南方の方も顧みぬではない、既に今日も南に於ては一は新嘉坡、一は上海、其方面に於ても此漁業組合の根據地がありますが、又南米の方面にも手を伸したいと云ふ考があるけれども、政府の今日の希望としては多く北方の漁業に手を伸して、進歩發達を計りたいと考へる、如何となれば、此北方は漁業に於ける所の金庫寶庫とも云ふべき場所で、又多く開發すべき所を開發して居ないのでありますから、此時局の際に於て大に之を開發したならば、即ち我國の大なる財源を來す事にならうと思ふのであります、今申上げます通りの地方、即ち露領沿海州、オホツク海、露領沿岸の漁撈であります、其方に力を注ぎたいと云ふことが即ち政府委員の答辯でありました、皆是に付ては其意を諒されたのであります、其次の質問は是は現今の歐洲戰爭の戰況は時局に關聯いたして、さうして「トロール」船を驅逐艦の代りに代用して居る、斯の如き問題から起りました質問でありますが今日政府に於かれては此歐羅巴各國に實際用ひられて居る所の「トロール」船を、日本に於ても今後若しや時局の紛糾を來ず上に用ひる場合がありはせぬか其場合に於ては今日大に「トロール」船の構造を持たしめて「トロール」船の使用を發達せしめて置いたならば、之に對する臨機の利益を得ることになりはせぬかと云ふこともございました、之に付ては政府當局者も贊成の意を表されたのでありますけれども御承知の通りに此「トロール」船と云ふものは先年來屢々奬勵せられた結果、大に「トロール」船の利益は分りましたけれども、其「トロール」船を餘り用ひ過ぎた爲に、各地の漁民間に紛擾を來し、其爲に弊害を來し、遂に是を制限せねばならぬと云ふことに際會いたしまして、此戰時前は凡そ百四五十艘の「トロール」船がありましたけれども、今日は制限數が七十隻にして、現在日本に存在するは漸く六十五隻に上らぬと云ふことであります、今日此「トロール」船が如何に時局に必要があると考へても、多く構造し、奬勵すると云ふことは聊か政府の方針と矛盾する點もあると云ふ懸念もある、又一方から見ますと、是に對する奬勵金は唯今申上げる通りに漸く五割增三十萬圓の奬勵金では、迚も大なる奬勵を鼓吹すると云ふことはむづかしいと云ふ懸念もあります、併ながら政府當局に於かれまして此委員からの質問並に希望と云ふことに付て能く受けられまして、且つ海軍省遞信省とも此方には共同一致農商務に諮られまして、一は軍事に對する防禦船ともなるし一は漁獲上の利益を計り、且つ便利を計る方にも十分に計り、又遞信省の方の船舶に對する取締上差支ない所の範圍の船を造ると云ふ事は三省に於て話が付きまして、出來る限り委員の希望を容れ、且つ國民の不利益とならぬやうに又國防に成るたけ利益を擧げ得るやうにして、此三方面に對する遺憾な

からしむるやうにしたいと云ふことを明白に答辯がありました、之に付きまして中には餘程機密に關する點もございますから、細かな點は申上げませぬ、先づ此漁業法改正法律案中の骨髓となる點は是でございましたから、此問題は唯今まで申上げます通りに、時局上に付きまして大切なる問題、又國の富を殖やすに大切な問題でございますが、且つ一括して見ますれば實に簡單なる問題でございますから、此再度の會議に於きまして、全會一致是を可決いたしました次第であります、尙ほ此席に於きましても唯今申しまするやうに極く明瞭にして簡單なる法律案でございますから、讀會を省略して、直ちに御可決あらむことを希望いたします。

○伯爵奧平昌恭君　讀會省略に贊成。
○伯爵吉井幸藏君　贊成。
○子爵西大路吉光君　讀會省略に贊成。
○男爵肝付兼行君　讀會省略に贊成。
○男爵內田正敏君　讀會省略に贊成。
○伯爵柳原義光君　贊成。
○男爵山內長人君　贊成。
○平山成信君　贊成。
○寺田義文君　贊成。
○鈴木總兵衞君　贊成。
○田島竹之助君　贊成。

〔其他「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　松平伯爵の讀會の順序を省略すると云ふ動議に同意の諸君の起立を請ひます

起立者　多數

○議長(公爵德川家達君)　三分の二以上と認めます原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。
○議長(公爵德川家達君)　日程第九、軍用自動車補助法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

軍用自動車補助法案
右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也
大正七年三月二日
右特別委員長
伯爵川村鐵太郎
貴族院議長公爵德川家達殿

〔子爵樋口誠康君演壇に登る〕

○子爵樋口誠康君　委員長の川村伯爵が今日は御缺席でございまするから、軍用自動車補助法案委員會の經過並に結果を本員より御報告いたします、本案は先日當議場に於きまして陸軍大臣の御說明のありました如く、自動車、自動貨車を三噸級と四噸級と二つに定めまして、是を民間に使用せしむる事として、有事の日に徵用すると云ふ趣旨であります、是に關しては陸軍にあつては制式の常に進步いたしまする今日に於て、新陳代謝と云ふ所の利益がございます、又此自動車を軍用に用ひますると、馬の不足を補ふと云ふ利益もございまして、時勢に最も適應したる法案でございます、而して其質問應答の要旨の重もなるものを一二綜合して申上げますると、三噸級或は四噸級と定めたのは、四噸級は其積載量が一噸半、三噸級は一噸、是は陸軍に於て戰時、例へば滿洲地方に用ひる場合には成るべく大型のものを用ひる方が利益でありますけれども、日本の內地にあつて之を用ひることが道路の關係上出來ないのでございます、或は四噸級も場合に依つて或る地點は支障があるかと思ひます、併ながら餘り又小さな三噸級以下のものを用ひますると陸軍に於ては誠に不利益である、總ての點に使用者に不利益である、故に先づ四噸級或は三噸級と二つに決めた譯であります、勿論此決めるに付ては實際の試驗もやつて見て極く都合が宜い成績である、經費の點に付て申上げますと僅かに四萬餘圓しか豫算には計上してない、兎に角本年はどう云ふ見込になるかやつて見ると云ふだけの經費である、來年度からは總ての狀況に應じて漸次殖やして行く見込である、而して陸軍にありては此自動車をどれだけ御入用があるかと云ふ事に付きましては、大凡三千五百臺ばかり要る、併ながら此多數の自動車を民間から一時に求めると云ふことは難いから、兎に角此法案が施行されて、漸次先づ約半數の千七百臺を此法案に依つて得る見込である、併し其千七百臺もなか〳〵此法案に依つて直ぐと得ると云ふ事は難いから漸次出來得るだけ速かに得たい、金の勘定から先づ內部で決めて居るのは大凡二十箇年位かゝるだらうと云ふやうな御話でございました、次には一臺の價格のことを申上げますると、米國で造りますると大凡五千圓位で出來る、內地では色々製作の關係上七千圓位を要する、現今陸軍に在つては陸軍部內で造りまする所の自動車の價が大凡七千圓餘りかゝつて居るけれども、併し又漸次進んだならば此以內でも出來る、それ故に內外の……即ち外國で製作いたしましたのと、さうして內地で製作いたしました所の其差額の二千圓を、之を製造補助金とした譯である、尙ほ之を使用する上に付ては馬車と比較して見ると、馬車よりもどうしても高く付く其の高く付く計算は大凡二千五百圓內外、自動車を使へば損が行くと云ふ勘定になるから使用者には購買補助金として先づ千圓やる、其上五箇年に割宛て三百圓を年々維持補助金として補助することになつて居る、次には此保護自動車を外國人に對して擔保に供すると云ふ事があるが、若しも負債の爲に差押をされた時分にどうなるかと云ふ事に對しましては、第八條の法規に依つて「主務大臣ハ軍用ノ爲何時ニテモ保護自動車ヲ收用或ハ使用スルコトヲ得」と云ふ條文に依つて之を徵用すると言はれました、併ながら戰時は兎も角も、平時に於きましては是は餘程手心を要する事で、無論其事に付ては注意をする、此司法權のことゝ、さうして徵發の事の關係に付きましては吾々素人は能く分りませぬが、殊に此點に付きましては河村讓三郞君が委員長の許可を得て、さうして質問をされましたから、特に申上げて置きます、其他に種々の質問もございましたけれども、一々申上げませぬ、兎に角此法案は日本に於きまして初めて出來た法案でございまして委員會に於きましても最も愼重審議を遂げまして、箇條が少いにも拘らず、會議も二回まで開きました次第でございます、尙ほ衆議院の修正には政府も反對をしないと云ふ御意見でございました、右樣の次第でございます故に、採決の場合に於きましては何等の異議なく、全會一致衆議院の修正通り可決になつた次第でございます、尙ほ或議員よりは希望が出まして、此處に御報告に附加へて置きます、其希望は此法案は奬勵の先づ門戶を開いたと云ふが如きものである、併ながら民間自動車の製造能力も甚だ幼稚であるから、或は適當だらうと思ふ、併し今日歐洲並に近鄰の諸國に對しましては甚だ緩漫な法案と思へる、故に好き方法を見出す場合には速に改正されて欲しいと云ふ希望でございました、も一つは此法案中には命令とか或は規定とか云ふものを以て自動車の構造或は能力を決めると云ふことがある、是は民間に於ては陸軍よりより以上の發明を爲す場合もあると考へられる、それ故に其進步を防げない程度に於て規定を決めて欲しいと云ふ意味の希望でございました是等の希望に對しましては當局者は能く了承いたされました次第でございます、右御報告を終ります。

○議長(公爵德川家達君)　別に御發言もないと考へますから採決を致します、本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長(公爵德川家達君)　過半數と認めます。
○子爵樋口誠康君　直ちに第二讀會を開かむことを……
○男爵石黑忠悳君　贊成。
○議長(公爵德川家達君)　直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。
○議長(公爵德川家達君)　第二讀會を開きます、全部を問題に供します、全部原案に御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。
○子爵樋口誠康君　直ちに第三讀會を開かれむことを……
○男爵高木兼寬君　贊成。
○議長(公爵德川家達君)　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異存ないと認めます。
○議長(公爵德川家達君)　第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異存ないと認めます。
○議長(公爵德川家達君)　日程第十、大正五年法律第四號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

大正五年法律第四號中改正法律案
右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也
大正七年三月一日
右特別委員長
伯爵松平賴壽
貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵松平賴壽君演壇に登る〕

○伯爵松平賴壽君　是より大正五年法律第四號中改正法律案の委員會の經過及結果を御報告いたします、此法律案は今現在第一分科會に於きまして豫算に計上になりまして、豫算と關聯して居りまする問題でありますので、豫算の方の委員の都合を見まして此委員會を開きました次第でございます、で此大體の政府に於きましての說明を一應申上げまするが、此法律は大正三年臨時事件の經費支辨に關する法律でございまして、今まで此臨時事件に關する經費に充てて居ります所の財源は、從來は特別會計に於きまして、特別收入一般會計から繰入れましたる金額、其他特別會計に屬して居りまする所の資金の繰入金又は借入金、公債募集金等に財源を求めて居りました次第でございます、又臨時事件豫備費に付きましては、此臨時事件に伴つて這入つて參ります所の特別收入と、それから國庫剩餘金を以て是に充てゝ參つたのであります、然る所時局が段々長引きますのに付きまして、其費用も多額に上ぼつて參りまして從つて其財源を主として國庫剩餘金に求めると云ふことは、歲計上大層困難でありまする、それ故に此改正法律案を提出しまして、此金額を殖やさうと云ふ意味ださうでございます、それで現行、改正前には三千四百萬圓の借入金、又は公債募集を爲すことを得ることになつて居りましたのでありますのを、此度此範圍を擴げまして、大正七年度の豫算編成の時に、臨時事件特別會計に屬する所の財源と致しまして、其財源の、主として借入金及公債募集金に求めること、又臨時事件豫備費に付きまして、其一部を借入金に求めることが出來るやうにしたいと云ふのでありまして、それで其臨時事件特別會計の內で三千百餘萬圓と云ふ一般會計に於ける所の臨時事件豫備費の內に二千百萬圓を借入れ、又は公債募集に求めることに致して、豫算を編成しまして、其結果双方合せますと五千四百萬圓になりまする、それ故に五千四百萬圓を前の三千四百萬圓に寄せまして、直ち八千八百萬圓、即ち今までの數が少し數字上に於て減つて居りますが、それは繰入れまして八千八百萬圓になるのであると云ふ御說明でございました此委員會は政府委員の御說明を得まして、二三御質問がございましただけで別段大して御質問もありませずして、是は豫算に關聯して居りますものですから、豫算の方と同歩調を取るべく思ひましたので、其結果委員會では之を可決いたしました次第であります、質問もたいした質問もありませぬが、少しばかりの質問は總て速記錄にございますから御覽を願ふことに願つて置きまして、唯だ委員會の經過及結果を御報告いたして、是で終ります。

○議長（公爵德川家達君）　本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

　起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○伯爵松平賴壽君　直ちに第二讀會を開かれむことを……

○男爵中川興長君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第二讀會を開きます原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○伯爵松平賴壽君　直ちに第三讀會を開かれむことを……

○男爵中川興長君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第十一、朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案、政府提出、第一讀會の續、委員長報告。

　朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

　大正七年三月一日

　右特別委員長　伯爵　清閑寺經房

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵清閑寺經房君演壇に登る〕

○伯爵清閑寺經房君　是より朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案の委員會の御報告を致します、本委員會は二回開きまして、極めて鄭重に審議を致しました、所が是は現行の法律に於きましては、朝鮮人にして舊韓國政府、又は統監府若くは其所屬官署に在勤をして居りました、間の期間と、それから今一つは明治四十三年の八月に朝鮮が帝國に合併になりまして、さうして朝鮮總督府と云ふものが其時に設置になりました、其後總督府官制と云ふものが實施になりました、それまでの期間と兩方は共に通算をせぬと云ふことになつて居ります、然るに一方朝鮮官吏の職務はどうであつたかと考へて見まするに朝鮮統監府の指揮命令の下に働いて居りました、而かも忠實に勤めて居りましたから其者に對しまして、我國の官吏同樣に恩給の恩典に浴せしむると云ふことに當然であらう、斯う云ふ趣意の下に此法案が提出されたものでございます、而して本法は第六條より、御承知の通り成つて居りまするが、第一條に於きましては此恩典に浴しまする者の範圍を一般に取極めましたもので、それから第二條以下第五條に至りまするまでに、それ〳〵官吏とか、或は學校敎員又は巡査看守と云ふ風に、其身分々々に應じまして在職年數を通算いたしました所のものでございまして、頗る此案は簡單でございまする、別に委員會に於きましても是と云ふて質問もございませぬでありましたが、茲に一つ質問がございまするから、それを申上げて置きます、それは此法文を見ると文官のみのことが規定されてあつて、武官のことが規定されてないが、是はどう云ふものであるかと云ふ質問でございました、それに對して政府委員の答辯は、武官のことは朝鮮總督府の所管外であるからして能く分らないが、是は仄かに聞く所に依れば、目下陸軍省の方に於て詮議中であると云ふ答辯でございました、それから今一つの御質問は、今日から當時の事を考へて見ますると、即ち韓國政府若くは統監府時代のことを追想いたしますると內地人で韓國政府に在官……在職いたして居つた者も相當にあつたことであらうと思ふが、左樣な者が若しあつたとすれば、矢張り朝鮮官吏同樣に茲に規定する必要はなからうか、規定する方が宜くはなからうか、斯う云ふ質問がございました、之に對しまして政府委員は、唯今の御尋の如きものは洵に僅少である、即ち內地人で其當時韓國政府に雇はれて居つた者は洵に僅少である、而かも其僅少なる者と雖も多くは大抵日本の官職を帶びて參つて居るものであるか、然らずんば官職を罷めまして、さうして個人の資格で行つて居る者である、斯う云ふことでございました、而して前者即ち官職の儘で行つて居る者は矢張り官吏恩給法に依つて當然恩給を支給し其他遺族扶助料と云ふやうなものも支給をされると云ふことになつて居りまする、さうでなくして、謂はゆる個人の資格で行つた者は、最早內地に於きまして在官中に恩給に掛つて、然る後其官を罷めて個人の資格で行つて居る者であるから、別に此中に規定をして、朝鮮人の恩給に掛る者と同樣の恩典を與へることは要るまいと云ふ考で、其中に加へなかつた、斯う云ふことでございまして、委員會に於きましては大體右樣の質問でございました、別に討議に入りました所が、是と云ふ意見もなくして、全員一致を以て此案を可決いたした次第でございます、此段御報告いたします。

○議長（公爵德川家達君）　本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

　起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○伯爵清閑寺經房君　直ちに第二讀會を開かれむことを希望いたします。

○男爵高木兼寬君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第二讀會を開きます、全部を問題に供します、原案に御異存ございませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長　公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○伯爵清閑寺經房君　直ちに第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○男爵中川興長君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます、次の議事日程は決定次第御通知に及びます、本日は是にて散會。

午前十一時五十五分散會

○大正七年三月八日（金曜日）

午前十時五分開議

議事日程 第十一號

第一 請願委員長報告

第二 貴族院令中改正案（政府提出） 會議

第三 地租變更免租年期に關する法律案（政府提出衆議院送付） 第一讀會

第四 裁判所の設立に關する法律案（政府提出衆議院送付） 第一讀會の續（委員長報告）

第五 大正二年法律第九號中改正法律案（政府提出衆議院送付） 第一讀會の續（委員長報告）

第六 市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會の續（委員長報告）

第七 日本勸業銀行法中改正法律案（衆議院提出） 第一讀會

第八 輕便鐵道法中改正法律案（衆議院提出） 第一讀會

第九 軌道條例中改正法律案（衆議院提出） 第一讀會

第十 三重縣名賀郡花垣村白樫に郵便局設置の請願 會議

第十一 馬路郵便局に集配事務開始の請願 會議

第十二 紀勢鐵道速成の請願（文書表第百二十號） 會議

第十三 紀勢鐵道速成の請願（文書表第百五十七號） 會議

第十四 利根川架橋の請願 會議

第十五 酒田秋田間鐵道速成の請願 會議

第十六 眞岡輕便線茂木經由延長の請願 會議

第十七 長萬部輪西間鐵道敷設の請願 會議

○議長（公爵德川家達君） 是より諸般の報告を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

去る四日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

酒造稅法中改正法律案

酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案

麥酒稅法中改正法律案

所得稅法中改正法律案

戰時利得稅法案

臨時國庫證券法中改正法律案

遠洋漁業奬勵法中改正法律案

軍用自動車補助法案

大正五年法律第四號中改正法律案

同日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日之を衆議院に送付せり

朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案特別委員會

委員長 公爵近衞文麿君

副委員長 服部一三君

醫師法中改正法律案特別委員會

委員長 子爵堀河護麿君

副委員長 男爵高木兼寛君

去る五日政府より左の議案を提出せり

貴族院令中改正案

一昨六日委員長より左の報告書を提出せり

市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案可決報告書

請願委員會特別報告第四號

同日政府より左の法律案を提出せり

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

昨七日委員長より左の報告書を提出せり

大正七年度歲入歲出總豫算案、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件可決報告書

大正七年度各特別會計歲入歲出豫算案修正報告書

臨時軍事費豫算追加案（第一號）、大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第一號）、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第一號）可決報告書

請願文書表第七回報告書

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

罹災救助基金法中改正法律案

同日衆議院より左の法律案を提出せり

爆發物取締罰則中改正法律案

鑛業法中改正法律案

農會法中改正法律案

同日衆議院より左の政府提出案は同院に於て承諾すへきものと議決し奏上せる旨の通牒を受領せり

大正六年勅令第二百二號（承諾を求むる件）

○議長（公爵德川家達君） 是より本日の會議を開きます、日程第一、請願委員長報告、細川侯爵。

〔侯爵細川護立君演壇に登る〕

○侯爵細川護立君 前回に御報告いたしました後、即ち二月の九日より三月の七日まで委員會三回開會いたしました、分科會は十五回開會いたしました、請願文書表の報告が四回、請願委員會特別報告三回でございます、請願書の受領件數が百四十四件、二百九十一通、同じく連署の人名數が一萬五千五百五名でございます、審査の經過及結果を簡單に申上げますれば、第一回報告の際に文書表に掲載いたしました中、審査未了のもの七十三件、百五十八通及第一回報告後、請願文書表に掲載件數百四十一件、二百八十六通、合計いたしまして二百十四件、四百七十一通の中、院議に附すべしと議決いたしましたものが十五件、十五通、院議に附するを要せずと議決したものが六十三件、九十三通、審査未了のものが百三十六件、三百六十三通、請願文書表に掲載いたしませぬもの七件、十通であります、以上は昨日の午後五時の締切であります、尙ほ請願書を御紹介になります諸君は審査の都合上、成るべく來る十六日までに願ひたいと思ひます、此段申添へて置きます

○議長（公爵德川家達君） 日程第二、貴族院令中改正案、政府提出、會議、諸君に御諮りを致します、本日も通牒文の朗讀を省略いたしたく存じます、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

〔左の提出文及議案は朗讀を經さるも參照のため玆に戴錄す以下之に傚ふ〕

貴族院令中改正案

右

勅旨ヲ奉シ貴族院ニ提出ス

大正七年三月五日

内閣總理大臣 伯爵寺内正毅

内務大臣 男爵後藤新平

海軍大臣 加藤友三郎

陸軍大臣 大島健一

外務大臣 法學博士子爵本野一郎

司法大臣 松室致

文部大臣 岡田良平

遞信大臣 男爵田健治郎

農商務大臣 仲小路廉

大藏大臣 勝田主計

貴族院令中改正案

貴族院令中左ノ通改正ス

第一條、第六條及第七條中「各府縣」ヲ「北海道各府縣」ニ改ム

第四條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項議員ノ數ハ伯爵二十人以內、子爵及男爵各七十三人以內トシ通常選擧毎ニ勅命ヲ以テ之ヲ指定ス但シ各爵其ノ總數ノ五分ノ一ヲ超過スヘカラス

前項ノ總數ハ議員數指定ノ際ニ於ケル數ニ依ル

附則

本令ハ次ノ通常選擧ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員有松英義君演壇に登る〕

○政府委員（有松英義君） 貴族院令は憲法附屬の法規でございまして、是が改正は容易に企つべきものでありませぬことは申すまでもないことであります去ながら必要已むを得ざる場合に於て或部分に修正を加へると申すことも是亦據所ないことであります貴族院令は曾て二回改正いたされましたことがありまする、なれども現行の規定に於きまして伯子男爵互選の人員の最高範圍頗る權衡を得ざる嫌がございまする爲に、將來に於ては再び改正は行ふべからざるものと、成るべく改正を避くべきものと考へますなれども今回は此權衡を是正する爲に改正を致したい、斯やうな理由に依つて今回本院に提出に相成りましたる次第でございます、尙ほ又多額納稅者議員に付きましても明治二十三年に詔勅が煥發いたされまして、沖繩縣及北海道に於ては一般地方制度を準行するに至るまでは、多額納稅互選規則を適用しな

いと云ふことに仰せ出されて居りますのでございます、然る所北海道に於ても亦沖繩縣に於ても其後地方制度を行はれまして、其結果既に衆議院議員選擧法は施行に相成つて居るのでございます、衆議院議員選擧法も亦二十三年には多額納稅議員と同一に、一般地方制度を準行するまで延期になつて居りましたが、既に衆議院議員選擧法が施行になつて居ります今日であります故に、貴族院に關係いたしましても、多額納稅議員を選出すべきを相當と認めまして是亦改正を致す必要がございます、それ故に貴族院令中の府縣と申す上に北海道を加へましたのでございます、多額納稅者議員の選擧に付きましては尙ほ別段な勅令を要しますのでございます、貴族院令には單に府縣の文字を改めますのを以て十分なりと考へまして、其意味に於て起案を致したのでございます、どうか十分御審査を遂げられまして、御協贊あらんことを希望いたします。

○議長(公爵德川家達君)　此際諸君に御諮りを致します、貴族院令中改正案は第二十一回議會、第二十五回議會に兩度提出せられまして、其時には讀會の順序を經ました故に、今回も先例に依りまして、左樣いたしたいと考へます、御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○男爵高木兼寛君　本案の委員を十五名と定められんことを希望いたします。

○男爵中川興長君　贊成。

○伯爵奧平昌恭君　贊成。

○議長(公爵德川家達君)　高木男爵の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議がないと認めます特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

貴族院令中改正案特別委員

公爵德川慶久君　侯爵花山院親家君
伯爵柳原義光君　男爵小澤武雄君
子爵平田東助君　子爵青木信光君
子爵酒井忠亮君　男爵中川興長君
河村讓三郎君　男爵南岩倉具威君
富井政章君　南弘君
桑田熊藏君　田中源太郎君
安田善三郎君

○議長(公爵德川家達君)　日程第三、地種變更免租年期に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

〔左の送付文は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に傚ふ〕

地種變更免租年期に關する法律案

右政府提出案本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月二日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

(行間空なきものは衆議院の修正文なり)

地種變更免租年期ニ關スル法律案

第一條　左ニ揭クル土地ニ付開墾ヲ爲シ又ハ開墾ニ等シキ勞費ヲ加ヘテ地目變換ヲ爲シタルトキハ地租ヲ課スルニ至リタル年ヨリ二十年以內ノ地種變更免租年期ヲ許可ス但シ事業成功ノ定アル土地ニ付テハ事業成功後開墾ヲ爲シ又ハ開墾ニ等シキ勞費ヲ加ヘテ地目變換ヲ爲シタル場合ニ限ル

一　明治八年開拓使布達第三號山林荒蕪地拂下規則第二條ノ規定ニ依リ地租ヲ課セサル土地
二　明治十九年閣令第十六號北海道土地拂下規則第十條但書ノ規定ニ依リ地租ヲ課セサル土地
三　明治二十二年法律第十八號ニ依リ地租ヲ課セサル土地
四　明治二十三年法律第七十九號屯田兵土地給與規則第三條及第八條ノ規定ニ依リ地租ヲ免除シタル土地
五　明治三十年法律第二十六號北海道國有未開地處分法第十八條ノ規定ニ依リ地租ヲ課セサル土地
六　明治三十二年法律第二十七號北海道舊土人保護法第二條ノ規定ニ依リ地租ヲ課セサル土地
七　明治四十一年法律第五十七號北海道國有未開地處分法第十九條ノ規定ニ依リ地租ヲ課セサル土地

地種變更免租年期間ニ至リ地味成熟ニ至ラサルモノニ付テハ更ニ年期ノ延長ヲ許可スルコトヲ得但シ通シテ三十五年ヲ超ユルコトヲ得ス

第二條　地種變更免租年期又ハ其ノ延長ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ政府ニ申請スヘシ

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ本法施行前既ニ地租ヲ課スヘキ土地トナリ末タ地價ノ設定ナキモノニモ之ヲ適用ス

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君)　御承知であらせられる如くに、北海道に於きまして各種の特殊免租年期を有して居りまする土地がございますので、此土地に對しまして、開墾又は開墾に等しき勞費を加へました場合に於きまして特殊の免租年期を置きたい、是が此法律案提出の精神でございます、而して衆議院に於きまして此法律案に對しまして、附則に第二項を附して、政府案に協贊を致したのでございます、此第二項と申しますのは明治三十四年法律第三十號、附則第一項と同じ趣旨なことであります、即ち此法律に依りますと、免租年期を有して居りまする場合に於きまして、其法律の施行を既往に遡らしむると云ふ所の規定があるのでございます、即ち本法施行前既に年期明きとなつて居ります所の土地でありまして、未だ地價の設定が出來ませず、又は修正のなきものに對しては、遡つて之を適用すると云ふことがあるのであります、而して北海道の土地に於きましても、斯やうなものに相當すべきものが幾分かございます、故に內地に於て既に之を許してあると云ふことでありますれば、北海道に於きましても之を許すを適當と認めまして、政府は衆議院の修正に同意を致しました次第でございます、御審議の上御協贊を與へられんことを希望いたします。

○議長(公爵德川家達君)　別に御質問もないと認めますから、特別委員の氏名を書記官をして朗讀を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

地種變更免租年期に關する法律案特別委員

伯爵島津忠麿君　子爵水野直君
男爵辻健介君　男爵楠本正敏君
山田春三君　仁尾惟茂君
木村誓太郎君　橋清治郎君
福島文右衞門君

○議長(公爵德川家達君)　次に御諮り致します、日程の第四、第五は同一委員に付託せられましたから委員長の報告も束ねて願ひまして御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、且つ兩案とも束ねて問題に供して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に傚ふ〕

裁判所の設立に關する法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月二日

右特別委員長　子爵勘解由小路資承

貴族院議長公爵德川家達殿

大正二年法律第九號中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月二日

右特別委員長　子爵勘解由小路資承

貴族院議長公爵德川家達殿

〔子爵勘解由小路資承君演壇に登る〕

○子爵勘解由小路資承君　裁判所の設立に關する法律案、大正二年法律第九號中改正法律案の委員會の經過並に結果を御報告仕ります、此議案を御提出になりましたる理由は、大正二年に行政整理の爲に百二十八の裁判所が廢止になりましたのでございます併し三十三は開廳されて居りませなんだ、開廳されて居りまする數は九十五でございます、爾來事情を見ますると云ふと、裁判區域が……管轄區域が廣くなりましたが爲に裁判所と大分離れる譯でございます、人民の不便が非常に多くなりました譯でございます、世の中で申しまする三百代言なるものが跋扈いたしまして、權利の伸張を致すのに困難なることが起りまして、其ことが明確になりました爲に、前年の臨時議會の節四十五だけ裁判所が復活になつた譯でございます、此度も多くの裁判所を設立いたされたいと云ふ御希望はございますけれども、財政の

都合上餘儀なく十八箇所だけ設置する所の結果を御提出になつたのでございます、此十八箇所の裁判所が設置になりまするに自ら是までの裁判管轄區域に異動を生じまする大正二年法律第九號中改正法律案を以ちまして、十八裁判所の管轄區域を定められましたのでございます、以上二案の政府委員の御説明がございまして、質問と致しましては、多くの裁判所を望まれて居ると云ふが、どの位あると望む御希望であるかと云ふ質問がございました、司法大臣よりの御答は、九十五の內臨時議會に四十五、此度又十八であると、殘りは三十一であるが、其三十一殘らず復活したいと云ふ所の希望は確定して居らぬが、併ながら二十五六三十の裁判所を設置したいやうに思ふと云ふ御説明でございまして、質問はそれで終りました、討議に移りましたる所、一人の反對者なく、全會一致を以て原案の通り可決になりましたのでございます、以上御報告いたします。

○議長(公爵德川家達君)　兩案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長(公爵德川家達君)　過半數と認めます。

○子爵勘解由小路資承君　直ちに第二讀會を開かれむことを希望いたします。

○平山成信君　贊成。

○子爵伊集院兼知君　贊成。

○議長(公爵德川家達君)　直ちに兩案の第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　直ちに第二讀會を開きます、兩案全部を問題に供します、全部原案通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○子爵勘解由小路資承君　直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○子爵伊集院兼知君　贊成。

○議長(公爵德川家達君)　直ちに兩案の第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　直ちに第三讀會を開きます、兩案とも第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　日程第六、市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月六日

右特別委員長
伯爵林　博太郎

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵林博太郎君演壇に登る〕

○伯爵林博太郎君　市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案特別委員會の經過を御報告いたします、此法案の提出の理由は既に文部大臣より述べられました通りでございますので、此の際蛇足を加へる必要はございませぬが、簡單に述べますれば、國民の義務教育と云ふことは既に定まつた問題である、國民に義務教育を強ゆる以上は、之に對して相當の支出を爲すと云ふことは當然のことである、此主義は明治五年學制を布ける當時以來、主義一貫して、或は時に中止された事情もありまするけれども、兎に角今日まで繼續されたる所の主義一貫したるものである、今日町村費が凡そ二億一千萬圓もある內で、小學校教育費に五千五百萬圓を要し、町村の富裕なる場所に於ては或は左程の苦痛もないかも知れぬけれども、貧弱なる町村に於きましては、如何に教育上の向上發展を圖らむと致しましても、殆んど今日に於て餘力のないのがある、即ち或る場所に於きましては七割以上の負擔をして居つて、到底將來に於て進歩發展せしむることが出來ないのがある、此故に之を今日に於て町村に其儘放任をして置くと云ふ譯にはいかないので、玆に負擔法案を提出したのである、で此法案の目的は主として教育の優遇にある、而して其結果が負擔の輕減と云ふことになるのであります、義務教育に對しまして國家が相當の金額を支出する程度、即ち其目的は如何なる所にあるかと云ふと、將來に於ては俸給の半額位までを理想としてやると云ふことであります、此法案が國庫負擔法案となつて居る、然るに明治三十三年の法律第六十三號には市町村小學校教員國庫補助法と云ふものが出て居る、補助と云ふのは市町村が大部分を引受けて居る所へ政府が、國庫が支出するのであるから是が補助、即ち主體は町村にあるではないか、然るに今回の法案は國庫負擔法案となつて居る、此間の主體に付ての精神が違ひはしないか、此三十三年の勅令は如何になるべきであらうかと云ふやうな議論が出たのであります、政府は之に對しまして、其性質に於て或はさう云ふことがあるかも知れぬけれども此兩者は決して矛盾のないものである、教員の優遇と云ふことに付ては等しく同一である、唯其分量の上に於て僅か二百萬圓と云ふものを日本全國の教員の優遇費に充てると云ふやうな、極めて少額の場合には之を補助と稱し、今回の如き一千萬圓以上の、比較的多額の費用を支出する場合には之を負擔と云ふたので、少しも其間に矛盾はないと云ふ説明であります、で此法案の第一條より第五條に至る內容に付きましては御承知の如く是は國庫支出金の分配法であります、其分配の方法に付きまして色々論議があつたのでございます、で先づ重大なる問題と致しましては、此配付の標準如何と云ふことになる、玆に正准教員の數を一方に標準とし、又他の半額は市町村の就學兒童數に比例する、斯う云ふ風になつて居る、是は寧ろ戸數割とか、尙ほもつと確乎たる標準に依つて定めた方が安固ではなからうかと云ふ議論が出たのでありますが、是は文部省に於て種々の方法に付きまして、既に審議に審議を重ねまして、理想に於ては或は是れ以上の方法があるかも知れぬけれども、實行、實際の運用に於ては此兩方面から打算して標準を定めるのが最も便宜である、之に依つて斯くしたのであると云ふことになつたのであります、正准の兩方の教員にやることにしたのは、寧ろ准教員の優遇と云ふことになつて仕舞ふ、教員は此所で退歩を來す憂はなからうか、斯う云ふ議論も出たのである、併ながら今日の教員と云ふものは餘ほど其思想に於ても進んで居りまして、准教員は或は將來に於て大に向上して正教員にならうとするの機運が盛んであります、准教員に之を支給する爲に教員の性質が變はると云ふやうなことに決してないのである、否な寧ろ之に依つて准教員は益々奮發して正教員にならうと云ふ方面に向ふと云ふことが無論出來る次第でありまして、決して是は退歩でないのである、唯標準がさう云ふ具合でありまするが、最低額の十二圓と云ふのは切捨てて仕舞つて之れを上に持つて行くのであらう、或は十二圓と云ふのは之を存して置くか、是は存して置くのである、何となれば町村に於ては色々事情がありまするし、教員に於きましても、其個人の關係上種々の資格を有つて居る者がある、或は富裕にして敢て俸給を望まない所の人格の高い教員もある、其場所、其所の事情に依りまして、色々等差がありまするから、十二圓と云ふものを存して置いても少しも差支がないのである、尙ほ且つ十二圓を存したからと云つて、虐待と云ふことも決してないのである、此故に俸給の增額の必要のないやうな所もあるから、十二圓を存して置いた方が寧ろ適當である、斯う云ふ答辯でありました、而して此法令を布かれると云ふと、紛糾せる問題が起らぬやうに、成るべく辭令なしに法律の施行と共に增俸と云ふことになることを努めたので、事情已むを得ざる場合に或は辭令を交付する等のことは無論やりますけれども、大體に於て其方針である、尙ほ此法律案が徹底する爲に、公布と共に訓令であるとか、或は口頭を以て趣旨を貫徹させることは出來るだけ努めるのである、尙ほ又此負擔と優遇と云ふことに付きましても種々議論が出ました、負擔と優遇と云ふことは又敢て矛盾したことではないのでありまして、謂はゆる經濟界に於ける資本主と勞働者の如き關係に立つて居るものでない、現に今日我國の教員の狀況を見ますと云ふと、教員は益々修養を重ねて向上せんとして居るし、町村は喜んで出來得るならば教育費の方面などは問題にしない、教育の普及發展と云ふことに付ては是は遺憾なく成功せしめんことを期して居る所の事情になつて居るのであります、此故に資本主と勞働者と云ふが如き相反撥したる所の思想の衝突を來すやうな憂は決してないのであります、此故に本法施行の上に於ては寧ろ樂觀すべきものである、最高の俸給に對しては一割、最低のものに對しては三割と云ふ標準でやるならば、今日正准教員が數に於ても既に定つて居るのである、此故に一割と三割との標準が既に定つた以上は、數に於て一千萬圓の內どれだけ教員の增俸に向ふと云ふことは出る筈である、其邊は如何なるものであるかと云ふ質問がありましたが、此教員は

數に於て非常に多數であります、尙ほ且常に變動を來して居る所の狀況でありますので、此際全部の總額が是れ〳〵であると云ふことは政府に於ては明言が出來ない、祕密ではないが、之を明言すると云ふことは非常に困難である、若し之を大まかに明言しました所で、他日非常なる等差を來した場合には申譯がないのである、寧ろ此際それ等の點に付きましては明言しない方が正當である、で此一千萬圓の金額は、先ほど目的と云ふ所で申上げました通り、敎員の優遇が主である、而して之に對して剩餘のあつた場合には、町村の指導監督の下に敎育の上に最善なる方法を講じて其使途に充てると云ふ風にするのである、而して其結果地方の負擔輕減と云ふことにもなるのであります、近時町村に於て敎員を監督する結果と致しまして、或は名譽職其他に非常に氣兼ねをする風習が起つて來た、即ち敎員に安固なる所の意義を與ふることが段々出來なくなつて來たが、此點に付て政府は考へて居るかと云ふやうな質問もありました、無論此點に付きましては政府は考へて居る次第であつて、考へて居るから斯の如き一千萬圓以上の支出をするやうな譯で、是に依つて優遇の結果、一方に於ては安固なる地位を得ると同時に、又名譽職に對して其一顰一笑の爲に心を動かされると云ふやうなことも漸次に減ずると云ふやうな次第になるのである、茲に於てか町村の雇人と云ふやうな感は漸次に減退するやうになるのである、要するに斯の如き重大なる問題でありますので、種々委員會に於きましても質問も出まして、討議を致しました次第でございます、此委員會の中に於きまして希望が出たのでございますので、之を御紹介致します「本法律案の條文に付きましては不備を感ずる點がないでもありませぬけれども、既に衆議院を通過して居ることでもあり、殊に小學校敎員の俸給の一部を國庫が負擔すると云ふことの主義に於ては、固より同意でありまするが故に、即ち本案の全部、衆議院の修正案を賛成する事に致します、但し豫算に計上されて居る一千萬圓の金額は、出來るだけ多く敎員增俸の方に向けらるゝ事に相成りたいと云ふのが我々の希望であります、幸に諸君の御同意を得まして、此意味に於て本案を可決したいと存じます、」一員より此希望が出ました、依つて委員に御諮りを致しました所、是は少數で以て全部の希望と云ふことではなくして了つた次第でございます、續いて此法案の採決を致しました所、多數に依つて衆議院修正の通りに可決いたしました次第でございます、是にて委員長としての報告を終ります。

○山脇玄君　ちよつと委員長に……唯今の委員長の御報告で見ますると云ふと、衆議院の修正に付て委員中で大分御異存の御方があつたやうに承はりますが、本員等が此案を見ますると云ふと大差ないやうに考へるのでありますが、衆議院の修正と原案との差を、委員會ではどう云ふ所に御認めになつたのでありますか、其點を一應承はりたい。

○伯爵林博太郎君　御答いたします、委員會に於きまして唯今山脇君の仰しやいましたやうな問題は出たのであります、義務敎育でありまするからして、其內に支出をすると云ふことが相當であると云ふ趣旨から、衆議院が修正を致しました次第で、政府が何故に是に賛成したかと云ふことに付きましては、是は大差がない、高等小學と云ふものは町村の隨意事業である、而して高等小學に從事して居る所の訓導、敎員と云ふものが此際に於きまして尋常小學の方に關係を持つやうになる場合が幾らもあるのだから、高等小學と尋常小學との兩者に兼任をして居るやうな場合には、矢張り尋常小學校の敎員と看做して差支ないのであると云ふやうな事情もあるであらうと思ふし、尙ほ又高等小學と尋常小學とは、爾く明瞭に區劃を立つることが今日に於て出來ないやうになつて居る、此分離すべからざる事情がありまするから、又從つて高等小學と尋常小學との間に區別をしないだけに此の法案が徹底さるれば、都合好き解決を見るやうになるであらう、斯う云ふことに於て說明があつたのであります。

○鈴木總兵衞君　委員長にもう一應念の爲に伺ひます、唯今山脇君より御質問になりました此高等小學校の敎員と尋常小學校の敎員との區別でありますが既に町村の或る土地では、一つの地內に兩校の並んで在る所がありますが、市の如きは明かな區別が立つて居ります、是等は此修正の案に依りますると、此高等小學の方へは及ぼさぬと云ふ意見であるか、さうでないかと云ふことが、定めて委員會に於ては御研究になつたことと思ひます、一應伺つて置きます。

○伯爵林博太郎君　委員會に於きまして、唯今も仰しやるやうな點に付きましても、無論攻究は致しましたけれども、唯今山脇君に御答辯いたしました範圍に大體止まつて居る次第でございます、義務敎育に向つて支給するのでありますから、無論義務敎育費に行くと云ふことは當然のことであります、衆議院修正通りと云ふことが徹底さるるのでありまするならば、又其意味で可決いたしたのでありまするからして、高等小學と尋常小學と明瞭に區別された場合には、其高等小學には此支出は行かないと見るのが正當だらうと考へます、是れ以上は特別委員會に於ては論議いたしませぬのでありますから、是れ以上に付ての御質問がありまするならば、政府の當局となさいますやうに御願ひ致します。

○男爵阪谷芳郎君　私は政府に御尋ねを致します、此國庫の負擔として支出すべき金額は、一千萬圓を下らざるものとす、とございますが、近き將來に於て是は增加になる御見込みがありますか、增加になれば凡そどの位まで增加になつて、其財源はどう云ふ風にせられるのであるか、それから第二には、若し將來之を增加することがありとすれば、是が爲に衆議院の總選擧などの場合に、自然小學校の敎員が政治に奔走すると云ふやうな弊害がないものでありませうか、若しさう云ふやうな弊害がありとすれば如何にして政府は此弊害の生ずるのを防ぐと云ふ御見込であるか、此二點を明かにして置きたいと思ひます。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君)　唯今の第一の御尋ねは、之を近き將來に於て增加するや否や、又增加するとしたならば、其財源如何と云ふ御尋ねでございます是は先刻委員長から御報告のありましたる通りに、理想と致しましては、俸給の半額に達せしむると云ふことを理想と致して居るのでございます、併ながら此理想を何年より實現するのであるかと云ふことに付ては、唯今決定いたしたことはございませぬのであります、從つて如何なる財源を以て之に充つるかと云ふことも唯今決定は致して居りませぬので、詰り適當な財源を得て、此理想に達すると云ふことを、當局者は努めたいと云ふことを考へて居るのであります、第二は之を將來增加するものとしたならば、或は總選擧等の場合に於て、小學敎員が政治のことに奔走すると云ふやうな弊を起しはせぬであらうかと云ふやうな御懸念でありましたが、是は左樣なことは無からうかと思ひまする、何となれば小學敎員と致しまして、若し自分の利益を圖るために政治上に奔走をすると云ふことでありましたならば、獨り此問題のみには限りませぬので、色々問題はあるのでございます、是は監督上に於て之を防いで行くことが出來るのでありますから唯今のやうな御懸念はないのであります。

○鈴木總兵衞君　私は文部大臣に伺ひますが、政府の御提出になつた原案は高等小學校の敎員を含んで居る、衆議院で訂正になつたのは、唯今委員長から念の爲に伺ひましたのに依りますと、ない、明かに高等小學校を區別を立つた所を承はらぬのであります、さうすると政府の發案になつた趣意は餘程變つて居ります、是等に付ては差支ないと云ふ御意向でありまするか、前の說をば拋つて衆議院の修正說に枉げて從はれたと云ふ意思と承はつて宜しうございますか、一應伺ひたい

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君)　唯今御尋ねの通り當初政府で提出いたしました案に於ては、高等小學を含めることになつて居る、然るに衆議院の修正に依りまして、此高等小學を省くと云ふことになりますので形の上に於ては大層初めの提案とは相違いたして居るやうに見えますが、併し事實に於ては大した違ひはないのであります、それはどう云ふ譯かと申しますと、高等小學を省くと申しますのは、即ち此の千萬圓の金額を配當いたしまする標準の中から高等小學を省くのでございます、而して高等小學と云ふものは各地に行渡つて居るものでございまするに依つて、此の高等小學を省きましても省きませぬでも、一般の各町村に於いて受ける所の配當額に於いては大した相違はないのであります、幾分の相違の起りますのは、高等小學を設けて居らぬ町村がありましたならば、其の町村に於いては配當額が幾分殖えると云ふことになります、或は高等小學を若し平均以上に澤山にある町村に於いては、配當額も幾らか減ると云ふことになりまするが、去りながら押並べて見ますと、各地方とも高等小學は備へて居りまするので、之を標準の中に入れるか入れぬかと云ふことに付いては實際に於て計算いたして見ますと、大した相違はないのでございます、而して高等小學敎員

が……それならば尋常小學の教員だけは増俸を受けるけれども、高等小學の教員は増俸を受けぬと云ふやうな結果になりはせぬかと云ふことに付て考へて見ますると、是はさう云ふ譯には參りませぬので、假令高等小學と云ふものは國庫金配當標準の中に這入つて居りませぬでも、町村に於て教員を遇する上に於きまして、尋常小學の教員に對しても増俸を圖りますれば、從つて高等小學の教員に對しても増俸を致さなければならぬと云ふことになりまするから、即ち此法律が改正されましても、改正されませぬでも、修正されませぬでも、其教員の各個の上に及ぼす所の影響に於ては大差はないと考へて居るのであります、左樣な譯でありまするから、表面上に於ては大層違ふやうでありますが、實行上の結果に於ては大差ないと認めましたので、當局者に於ては之に同意を表した所以でございます。

○鈴木摠兵衞君　重ねて伺ひます、唯今の御說明に依りますと、事實上に於ては金が同じやうになると云ふ御趣意に外ならぬと伺ひましたが、抑も此國庫負擔と云ふことは、其市町村に於て生徒の父兄が教員に對する所の感情如何、己れ等の頭から費用を出してやる教員であると云ふやうに、自然輕蔑の念が生じはせぬか、之を防ぐが爲に國庫から出してやると云ふ御趣意の上から御提案になつたものと思ひましたが、唯今御趣意を承りますとさう云ふ名の正しいことはない、唯事實上に金をさへ出してやれば、同じことで宜からう、斯う云ふ御趣意のやうに承はりましたが、果してさう云ふ御趣意でありますか。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君)　御尋の趣旨を十分に理解いたしませぬでありましたが、詰り此國庫の支出金と云ふものは名義上に於て教員に大いに好結果を與へ從つて是が生徒の上にも好い感じを與へるから宜しいのである、然るに高等小學には國庫の支出金が及ばぬと云ふことであつては、生徒の上に斯樣なる良好なる影響を及ぼす事が出來ぬから、それが不都合ではないかと云ふ御趣意のやうに伺ひましたが、左樣でありますか、……此點は如何にも御尤もでございますが、併今日中學校でございましても、或は其他の實業學校でございましても、國庫からは何等の補助金は與へて居りませぬのであります、唯此尋常小學校は義務教育である、即ち町村に向つて一方に於ては義務を負擔させ、一方に於ては父兄に是等の義務を負擔せしめるのであるが故に、之に向つて特別の取扱を爲さなければならぬと云ふ趣旨を以て國庫から相當の支出金を致すと云ふことになりますれば、隨意事業となつて居ります所の高等小學には國庫の支出が及ばぬからと申しましても、此隨意事業になつて居ります所の高等小學と云ふものは、寧ろ中學校或は實業學校と比較いたすべきものでございまするが故に、假令之に向つて國庫の支出がございませぬでも、其學校に這入つて居る所の生徒に別段異つたる感じを有たせると云ふことはなからうと思ふ、一方に於ては小學校には相違ないのでありますけれども、義務教育ではない、即ち尋常小學と區別のあるものであることは生徒は能く理解して居る譯である、果して然らば此高等小學の取扱は寧ろ中學校若は實業學校に準じて取扱を致しました所が、生徒に於きましても、教員に於きましても、別段學校は冷遇されるものである、我々は國庫の爲に冷遇されるものであると云ふ感じを起すことはなからうと思ひます、唯結果に於て格別の相違がございませぬければ、之に同意いたしまして差支ないと當局者は感じました所以でございます。

○淺田德則君　本案は大體に於きまして教育改善の上に必ず效果を奏することと思ひますが故に、本員は之に贊成を致します、此際一言政府當局者に望みますのは、此の案が本院を通過いたしまして、實施されまする時には、施行細則なり、或は省令なり相當に其の分配のことに付きまして省令を設けられることと考へます、其際に於きましては成るべく教員の優遇と云ふ方に意を用ひられまして、成るべくは事情の許す限り、其方に裕かに當行ひをなされむことを希望いたして置きます。

○子爵前田利定君　本員は此席より極く簡單に意見を申述べたいと思ひます、唯今淺田君から御述べになりましたことは全然本員に於きまして同感であります、即ち國庫が一千萬圓を小學校の教員に俸給として分擔いたしました結果としまして、市町村に受入れる所のものを有效に使用いたしまして、それが地方費負擔輕減に結局なりますと云ふことに付きましては、敢て不贊成ではありませぬ、併ながら小國民の教育に從事して居る所の教員を優遇いたしますと云ふことは、國家の興廢の跡に稽へまして、又今日の時局に鑑みまして、益々肝要の事と本員は信ずるのであります、故に地方費負擔輕減と云ふことのみ偏することなく、政府は教員の優遇に向つて多分の御奮發あらむことを望むのであります、本員は此希望の意思を此に表明いたしまして、本案の通過を贊成いたします。

○議長(公爵德川家達君)　他に御發言もないと認めますから……

〔山脇玄君發言の許可を求む〕

○議長(公爵德川家達君)　山脇君は……

○山脇玄君　ちよつと唯今の希望とか云ふことに付て大に疑つて居りますから議長に御尋をしたい事があります。

○議長(公爵德川家達君)　私に……

○山脇玄君　はい。

○議長(公爵德川家達君)　御述べになつたら宜しうございませう。

○山脇玄君　此希望問題は今に始つたことでありませぬが、先日徵兵令改正の際に矢張り希望條件附でありました、其場合に或議員から此希望には反對をしたい、斯う云ふ御發議がありました、處か其際議長は希望に付ては決議を致しませぬと云ふ明白な御答辯がありました、私共も至極議長の御意見は御尤もと考へました、衆議院なり、貴族院なりは單純なる議決權を有つて居るのでありますから、何も希望する必要はないと考へる若しも衆議院の案に修正すべき事があつたならば修正するが宜し、此案に關係ないとすれば建議も出來る譯であります、議長の御意見に贊成でありますが、唯今又希望が出まして、さうしてそれに贊成であるとか云ふ風になりまする と、遂に議決をなさねばならぬと云ふことになりはせぬかと思ひます、それで此事を伺つて置きます。

○議長(公爵德川家達君)　本議場に居られる諸君が御希望を御述べになることを、議長は之を差止める譯には參りませぬ、併ながら……

〔山脇玄君「決議になるかどうかと云ふことを」と述ふ〕

曩に徵兵令中改正法律案の際に、議長は希望決議を表決に附さないと申しましたのは、本院規則第百三條を適用したのであります、唯今淺田德則君並に前田子爵から御希望を御述べになりましたが、本日も矢張り此問題の決を採る積りではないのであります左樣御承知を願ひます。

○山脇玄君　分りました。

〔「採決」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長(公爵德川家達君)　過半數と認めます。

○議長(公爵德川家達君)　次の議事日程に移ります日程第七、日本勸業銀行法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會、第八、輕便鐵道法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會、第九、軌道條例中改正法律案、衆議院提出、第一讀會、諸君に御諮りを致しますが日程第七より第九までの法律案は同一委員に付託いたして、問題に供するも束ねて宜からうと考へます御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

日本勸業銀行法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年三月二日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

日本勸業銀行法中改正法律案

日本勸業銀行法中左ノ通改正ス

第十四條第四項中「輕便鐵道財團」ノ下ニ「軌道財團」ヲ加フ

輕便鐵道法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年三月二日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

輕便鐵道法中改正法律案

輕便鐵道法中左ノ通改正ス

第五條中「第二條」ノ下に「第二十三條」ヲ加ヘ但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ第九條第二項ノ規定ハ私設鐵道株式會社ニ非サル會社、第二十三條ノ規定ハ私設鐵道株式會社ニ非サル會社又ハ軌道會社ニ非サル會社カ兼業トシテ輕便鐵道ヲ敷設スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

軌道條例中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年三月二日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

軌道條例中改正法律案

軌道條例中左ノ通改正ス

第四條　私設鐵道法第二十三條ノ規定ハ軌道ニ之ヲ準用ス但シ私設鐵道株式會社ニ非サル會社又ハ輕便鐵道會社ニ非サル會社カ兼業トシテ軌道ヲ敷設スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

○伯爵寺島誠一郎君　此際戰時船舶管理令の特別委員會を開きたいと存じますから、委員の退席を御許しを願ひたうございます。

○議長（公爵德川家達君）　唯今寺島伯爵の特別委員會への退席は許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

〔江木千之君發言の許可を求む〕

○議長（公爵德川家達君）　江木君は……

○江木千之君　ちよつと議長に伺ひますが、日程第六の第三讀會を開きたいと云ふ動議を提出いたします……いや、二讀會を……差支ございませぬか。

○議長（公爵德川家達君）　唯今は既に第七、第八、第九の日程に移りましたから、其動議は暫く御猶豫を願ひたい……唯今議長が問題に供しました法律案に付て他に御發言もないと認めますから、特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

日本勸業銀行法中改正法律案外二件特別委員

子爵松平直平君　子爵淸岡長言君
男爵山內豐政君　男爵藤原俊丸君
鮫島武之助君　山之內一次君
伴田〓元學君　荒井泰治君
高崎𢎭郎君

○伯爵林博太郎君　此際日程を變更し、市町村立小學校敎員俸給國庫負擔法案の第二讀會を、直ちに開かれむことを希望いたします。

○江木千之君　賛成。

○議長（公爵德川家達君）　林伯爵の此際市町村立小學敎員俸給國庫負擔法案第二讀會を開きたいと云ふ動議に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに同案の第二讀會を開きます、全部を問題に供します、全部原案に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○伯爵林博太郎君　直ちに第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○江木千之君　賛成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第十、三重縣名賀郡花垣村白樫に郵便局設置の請願、會議。

〔左の意見書案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

意見書案

三重縣名賀郡花垣村白樫に郵便局設置の件

三重縣名賀郡花垣村平民醫師井野長之介呈出

右の請願は三重縣名賀郡花垣村は交通の要衝に當り戶口稠密産業殷盛にして通信繁多なるに拘らす交通至難なる古山郵便局の管轄に屬し不便不利尠からさるに依り同村大字白樫に三等郵便局を設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

○議長（公爵德川家達君）　此請願は請願委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第十一、馬路郵便局に集配事務開始の請願、會議。

意見書案

馬路郵便局に集配事務開始の件

島根縣邇摩郡馬路村長家迫伊三郎呈出

右の請願は島根縣邇摩郡馬路村は海陸の要衝に位し山陰本線停車場を置かるゝに至り人口多く商工漁業發達し郵便事務繁多なるに拘らす馬路郵便局に於て集配事務を取扱はれさるは甚不便なるを以て速に之を取扱はしめられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

○議長（公爵德川家達君）　此請願は請願委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第十二、紀勢鐵道速成の請願、第十三、紀勢鐵道速成の請願、會議。

意見書案

紀勢鐵道速成の件

和歌山縣東牟婁郡新宮町士族公吏遊木保太郎外六名呈出

右の請願は和歌山縣下和歌山を起點とし紀州海岸に沿ひ三重縣下宇治山田に達する紀勢鐵道を敷設するは啻に同地方一帶の富源を開發するのみならす交通上並國防上緊要なるに依り之か敷設に關し衆議院に於ては建議案を可決し貴族院に於ては請願を採擇せられしと雖未其の運に至らさるは甚遺憾なるを以て之を速成せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

意見書案

紀勢鐵道速成の件

三重縣北牟婁郡尾鷲町平民農北村富士太郎外千百三十七名呈出

右の請願は參宮線相可驛より三重縣下北牟婁南牟婁の二郡を貫き紀州沿岸を經て和歌山に達する紀勢連絡鐵道は沿線地方富源の開發上緊要なるに拘らす未敷設の運に至らさるは甚遺憾に堪へさるに依り速に之を敷設せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

○議長（公爵德川家達君）　此等の請願は請願委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第十四、利根川架橋の請願、會議、第十五、酒田秋田間鐵道速成の請願會議。

意見書案

利根川架橋の件

茨城縣猿島郡古河町長鷹見銈吾外三十五名呈出

右の請願は茨城縣猿島郡新鄉村大字中田及埼玉縣北葛飾郡栗橋町は日光陸羽等に通する國道の要衝なるに拘らす兩地を隔つる利根川には未橋梁の設なく纔に民營の渡船に依りて交通するの狀況なるは時勢の進運に反し不便不利甚しきものなるに依り國家の事業として橋梁を架せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

意見書案

酒田秋田間鐵道速成の件

酒田商業會議所副會頭村田與治兵衞外一名呈出

右の請願は山形縣下酒田より秋田縣下秋田に至る鐵道は交通上並軍事上緊要なるのみならす地方產業の開發上重要の關係を有するを以て之か敷設の豫定期限を短縮し速成せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

○議長（公爵德川家達君）　此等の請願は請願委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないものと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第十六、眞岡輕便線茂木經由延長の請願、會議第十七、長萬部輪西間鐵道敷設の請願、會議。

意見書案

眞岡輕便線茂木經由延長の件

栃木縣芳賀郡茂木町平民農大越勘之助外五十名呈出

右の請願は栃木縣芳賀郡茂木町地方は戶口稠密にして物資豐富なるに拘らす鐵道の便なきに依り却て產業萎靡の傾向を呈せり而して政府は眞岡輕便鐵道を七井村より烏山町に延長敷設せらるるやに聞けり果して然らは經費は地方民に於て及ふ限り補足すへきを以て該延長線をして茂木町を經由せしむることに改め實施せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

意見書案

長萬部輪西間鐵道敷設の件

北海道函館區元町平民會社員渡邊三作外八百六十五名呈出

右の請願は北海道山越郡長萬部村より室蘭郡輪西村に至る鐵道の敷設は同道拓殖上並本土との交通上最必要なるのみならす現に請願中の勇拂郡安平村字早來より空知郡下富良野村字金山に達する輕便鐵道と相俟ちて南部幹線を形成し既設の北部幹線と連絡するを得るを以て速に之を實施せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

○議長（公爵德川家達君）　是も請願委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないものと認めます、次の議事日程は決定次第本院公報を於て御通知に及びます、本日は之にて散會。

午前十一時十一分散會

○大正七年三月十二日（火曜日）

午前十時五分開議

議事日程　第十二號

第一　男爵勝田四方藏君、安樂兼道君、豐川良平君請暇の件

第二　大正六年度歳入歳出總豫算追加案（第一號）審查期限を定むるの件

第三　大正六年度各特別會計歳入歳出豫算追加案（特第一號）審查期限を定むるの件

第四　大正七年度歳入歳出總豫算案並大正七年度各特別會計歳入歳出豫算案　會議（委員長報告）

第五　豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件　會議（委員長報告）

第六　臨時軍事費豫算追加案（第一號）　會議（委員長報告）

第七　大正七年度歳入歳出總豫算追加案（第一號）　會議（委員長報告）

第八　豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第一號）　會議（委員長報告）

第九　市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第十　罹災救助基金法中改正法律案（政府提出衆議院送付）　第一讀會

第十一　借地法案（政府提出）第一讀會

第十二　戰時船舶管理令（承諾を求むる件）（衆議院送付）　會議（委員長報告）

第十三　爆發物取締罰則中改正法律案（衆議院提出）第一讀會

第十四　鑛業法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會

第十五　農會法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會

第十六　裁判檢察及警察の職務を行ひ又は之を補助する者の處罰に關する法律案（衆議院提出）　第一讀會

第十七　未成年者飮酒取締に關する法律案（衆議院提出）　第一讀會の續（委員長報告）

○副議長（侯爵黑田長成君）　是より諸般の報告を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

去る八日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

裁判所の設立に關する法律案

大正二年法律第九號中改正法律案

市町村義務敎育費國庫負擔法案

同日本院に於て採擇すへきものと議決したる三重縣名賀郡花垣村白樫に郵便局設置の請願外七件の請願は各意見書を附し即日之を政府に送付せり

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

戰時船舶管理令（承諾を求むる件）可決報告書

未成年者飮酒取締に關する法律案否決報告書

同日政府より左の法律案を提出せり

借地法案

去る九日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

貴族院令中改正案特別委員會

委員長　公爵德川慶久君

副委員長　男爵小澤武雄君

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

大正六年度歳入歳出總豫算追加案（第一號）

大正六年度各特別會計歳入歳出豫算追加案（特第一號）

同日衆議院より左の法律案を提出せり

裁判檢察及警察の職務を行ひ又は之を補助する者の處罰に關する法律案

同日衆議院より本院の送付に係る左の政府提出案は本院の議決に同意し奏上せる旨の通牒を受領せり

巡查看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

〔議長公爵德川家達君議長席に著く〕

○議長（公爵德川家達君）　是より本日の會議を開きます、會期切迫せるに依り、自今議案配布後に於ける定規の日數は之を短縮して御異存ございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、昨十一日、鐵山榮吉君病氣に付き私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案特別委員の辭任の申出がございました、許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、其補闕として議長より指名を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、江原素六君を指名いたします。

○議長（公爵德川家達君）　日程第一、男爵勝田四方藏君、安樂兼道君、豐川良平君請暇の件、勝田男爵病氣に付き會期中、安樂君病氣に付き十日間、豐川君病氣に付き九日間の請暇でございます、何れも許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第二、大正六年度歳入歳出總豫算追加案、第一號、第三、大正六年度各特別會計歳入歳出豫算追加案、特第一號、審查期限を定むるの件、御異議がなければ唯今議長が朗讀いたしました二案を束ねて問題に供します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議がなければ本日も通牒文の朗讀は省略いたしたいと存じます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

〔左の送付文は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に傚ふ〕

（第一號）大正六年度歳入歳出總豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

（特第一號）大正六年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

〔淺田德則君發言の許可を求む〕

○議長（公爵德川家達君） 淺田君は……

○淺田德則君 私は第二、第三の日程に……

○議長（公爵德川家達君） 今大藏大臣の發言がある筈でございます、勝田大藏大臣。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣（勝田主計君） 唯今議題になつて居ります大正六年度歲入歲出總豫算追加案第一號に付きまして極めて大體なる說明を申上げたいと思ひます、本追加豫算に計上してあります所の金額は歲入千三百六十餘萬圓、歲出千三百二十餘萬圓でありまする歲入に於きまして四十餘萬圓の超過の計算に相成つて居ります、此超過額は追つて提出を致しまする所の大正七年三月に至るまでの臨時軍事費追加豫算の財源と致しまして、一般會計より繰入れべき追加額の財源に充當を致す見込を持つて居ります、歲出の重なるものを申上げますれば、經常費に於きまして警察費連帶支辨金の增加五十餘萬圓、市町村交付金追加百二十餘萬圓、陸軍糧秣費の追加二百二十餘萬圓等でございます、臨時部に於きましては、府縣災害費補助八十餘萬圓、航空設備費追加百餘萬圓、軍需製造費材料價格騰貴に依る所の追加が六百三十餘萬圓等でございます、右の中御承知の如く昨年の十月の頃に於きまして稀有の暴風雨がありまして、之が爲に府縣の災害補助八十萬圓と云ふものを要求を致した次第でございます、又航空隊設備費の追加百餘萬圓は獻納金がありまして、此獻納金を以ちまして飛行機の購入を致します計畫であります、以上歲出に對しまする所の財源と致しまして歲入に計上いたしました所の專賣局益金の增加二百四十餘萬圓、是は昨年專賣局益金を高めました所の、即ち煙草賣上代金を高めました結果、六年度に於て收納の殖える所の金額でございます、砲兵工廠益金の增加三百五十萬圓、物品拂下代金の增加二百三十餘萬圓、是は米價調節に依りまして調節米を賣りました收納代金でございます、利子收入の增加四百四十餘萬圓、國防費獻納金百餘萬圓、是が歲入に計上いたしました所の金額でございます此外にまだ印刷局以下七特別會計に於きまして豫算の不足を告ぐるものがございまして、大正六年度各特別會計追加豫算第一號を以ちまして、各々其所要金額を要求いたすことを計畫を立てました次第でございます、何卒御審議の上協贊を與へられむことを切望いたします。

○淺田德則君 唯今日程に上つて居ります、第二、第三の審査期限を定めるに付きまして、是は會期も追々切迫いたします故に、日限を定めずして審査結了次第報告すると云ふことに定められむことを望みます、どうか御贊成を願ひます。

○子爵青木信光君 贊成。

○男爵石黑忠悳君 贊成。

○議長（公爵德川家達君） 淺田君の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 御異議なければ第四より第八までの豫算案は束ねて委員長の報告を煩はします、第四、大正七年度歲入歲出總豫算案並大正七年度各特別會計歲入歲出豫算案、第五、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件、第六、臨時軍事費豫算追加案、第一號、第七、大正七年度歲入歲出總豫算追加案、第一號、第八、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件、追第一號、會議、委員長報告。

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に傚ふ〕

一大正七年度歲入歲出總豫算案

一豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

右衆議院より送付したる各案を審査し衆議院議決案の通可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月七日

豫算委員長 淺田德則

貴族院議長公爵德川家達殿

一大正七年度各特別會計歲入歲出豫算案

右衆議院より送付したる案を審査し別册の通修正せり依て及報告候也

大正七年三月七日

豫算委員長 淺田德則

貴族院議長公爵德川家達殿

（ト八五頁—ト八八頁）

（行間空なきものは委員會の修正文、——は同削除の符號なり）

乙號

大藏省所管

帝國鐵道

資本勘定

帝國鐵道建設及改良費

既定總額 金八億貳千八百貳拾七萬四千參百壹圓

追加額 金壹億五百六拾七萬九千參百拾九圓
壹億九百五拾六萬貳百七拾七圓

計 金九億參千參百九拾五萬參千六百貳拾圓
九億參千七百八拾參萬四千五百七拾八圓

內

大正六年度迄支出額 金四億六千貳拾五萬五千八百六拾四圓

大正七年度以降支出額 金四億七千參百六拾九萬七千七百五拾六圓
四億七千七百五拾七萬八千七百拾四圓

此の改定年額左の如し

大正七年度

款 鐵道建設及改良費 金六千五百參拾七萬參千五百參拾壹圓

項 建設費 金貳千百四萬七千八百七拾壹圓

項 改良費 金四千四百參拾貳萬五千六百六拾圓

大正八年度

款 鐵道建設及改良費 金六千參百參拾八萬八千四百七拾七圓

項 建設費 金貳千五百八拾參萬九千四百七拾七圓

項 改良費 金參千七百五拾四萬九千圓

大正九年度

款 鐵道建設及改良費 金六千五百九拾壹萬五千五百七拾壹圓

項 建設費 金貳千六百八拾參萬五千參百七拾壹圓

項 改良費 金參千九百八萬貳百圓

大正十年度

款 鐵道建設及改良費 金六千五百八拾六萬四千四百九拾九圓
六千五百九拾六萬五千四百九拾九圓

項 建設費 金貳千六百貳拾四萬七千四百九拾九圓
貳千六百參拾四萬八千四百九拾九圓

項 改良費 金參千九百六拾壹萬七千圓

大正十一年度

款 鐵道建設及改良費 金五千貳百四拾六萬參千六百四拾參圓
五千參百貳拾七萬六千百四拾參圓

項 建設費 金貳千六百參拾七萬參千圓
貳千七百拾八萬圓

項 改良費 金貳千六百九萬六千百四拾參圓

大正十二年度

款 鐵道建設及改良費 金四千九百七拾壹萬九千五百五拾九圓
五千九拾貳萬九千五百五拾九圓

金貳千六百八拾四萬參千五百五拾九圓 貳千八百五萬參千五百五拾九圓	項 建設費
金貳千貳百八拾七萬六千圓	項 改良費
大正十三年度	
金四千參百貳拾九萬參千四百九拾八圓 四千四百五拾七萬參千四百九拾八圓	款 鐵道建設及改良費
金貳千參百拾七萬千四百九拾八圓 貳千四百四拾五萬千四百九拾八圓	項 建設費
金貳千拾貳萬貳千圓	項 改良費
大正十四年度	
金參千參百七拾參萬五千貳百四拾貳圓 參千四百貳拾壹萬八千貳百圓	款 鐵道建設及改良費
金千六百八拾八萬七千四拾貳圓 千七百參拾七萬圓	項 建設費
金千六百八拾四萬八千貳百圓	項 改良費
大正十五年度	
金貳千貳百六拾壹萬九千七百參拾六圓	款 鐵道建設及改良費
金千四百四拾參萬千七百參拾六圓	項 建設費
金八百拾八萬八千圓	項 改良費
大正十六年度	
金九百六拾參萬四千圓	款 鐵道建設及改良費
金四百貳拾參萬圓	項 建設費
金五百四拾萬四千圓	項 改良費
大正十七年度	
金百六拾九萬圓	款 鐵道建設及改良費
金百六拾九萬圓	項 建設費

一臨時軍事費豫算追加案（第一號）
一大正七年度歳入歳出總豫算追加案（第十號）
一豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第一號）

右衆議院より送付したる各案を審査し衆議院議決案の通可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月七日

豫算委員長 淺田德則

貴族院議長公爵德川家達殿

〔淺田德則君演壇に登る〕

○淺田德則君 私は茲に豫算委員會の經過及結果を御報告申上げます、委員會は二月十三日本議場に於て御付託になりまして、翌十四日から二十日に至りますまで總會を開きまして、會を開きますことは六回でありまして、それより分科會に移しまして、分科會に於ては三月五日を以て結了いたしまして、同じく七日に更に總會を開きまして、各分科主査の報告を得ましたのであります、各分科會に於かれましては熟心に又愼重に審議を遂げられましたのであります、主査の報告には御承知の通りに各豫算案の事項の理由、又事業に關します說明等も精しく述べられたのでありますが、其數字と又詳細のことに至りましては茲に省略を致します、委員會に於きましては例に依りまして內外各般の事項に亘りまして御質問がありましたのであります、之に對して政府當局者よりもそれ／＼適當なる所の御答辯もあり、又意見の交換もされましたのであります、で各委員の質問に付きましては極めて多數でありますに依つて、是亦茲に一々御報告を申上げるの時間を省きますに依つて、是はどうか速記で御覽を願ひたいと思ひます、唯其中の重もなる事項に付きまして茲に申上げたいと思ひます、で總會の劈頭第一に於きまして一員より質問がありました、それは政府と貴族院との關係に付きました事でありまして、其大意は政府が豫算案を衆議院に提出され、同院に於て將に審査に付せられむとするに當つて、或る議員より本年度の豫算に計上せられた費額は之を削減するの餘地あるや否やと云ふ問ひに對して、政府は直ちに之に對して、衆議院に於て政府の提案より以上の案があるならば必しも之を固執するものでない、斯樣に言明せられたるが、凡そ諸法案は兩院の協贊を待つて初めて成立すべきものであるに拘らず、政府は未だ其議を經ざる以前に於て既に削減の餘地あることを言明せられるのみならず、其結果政府が原案として提出せられたる七年度の豫算中には時勢に最も適切なる社會政策の意義を以て立てられたる税制整理の計畫なるものがある、是亦容易に其政策を放棄せられたる如く思はれる政府は今茲に各豫算案を貴族院に提出せらるるに當つて若し貴族院に於ても曩に衆議院に於て言明せられたるが如く、より以上の法案があるとすれば、政府は之を如何になさるるのであるか斯樣な大體の質問の趣意でございます、之に對しまして大藏大臣より數回に亘りまして反覆辯明を努められましたのであります、要するに政府が今回提出の豫算は國防充實を以て根本義となしたのである、而して其廢減税を行はむとせしは此機を以て税制の整理をなさむと欲したのである、社會政策を標榜したのではない、而して衆議院に於ける質問者の趣旨も亦税制整理を他日に讓つて、主要なる問題は之を容れむとするの意嚮があつたのである、之を容れたのに過ぎないのであつて、若し貴族院に於ても其根本義に觸れざる範圍に於て適當な修正があつたならば決して政府は之を考慮するに吝ならぬのである、斯樣な辯明でありましたので、是は大體の方の一般事項に屬する質問でありまして、是より財政問題に入りまして、各委員より是も種々の質問が出ましたのであります、で茲に其中の四五の點に付て御報告を致さうと考へます、委員の一人よりして今回豫算に現はれたる財政計畫には一貫せざる點があることを疑ふ、其要は政府は國防の充實を主として增税を行ひながら、廢減税を一方に行はれて居る、又廢減税は衆議院の議に依つて撤回せらるることになつたが、尙ほ町村の負擔を輕減せらるるの法案がある、是は主義に於て如何であるかと云ふのが質問の大意であります、之に對して政府當局者は税制整理を延期せられました理由及教育上必要の爲に之を期ち計上いたしたのであると云ふ詳しい答辯がありましたそれから尙ほ他の一委員より內地と朝鮮の兩地の間に關税の系統を異にされて居る、是は甚だ不便なことであるからして、政府は之を統一せらるるや否やと云ふ質問がありました、是には政府も目下それ／＼調査中であると云ふことであります、又戰爭勃發以來世界金融の中心が移動しつつあるに當つて、東洋方面に於ける爲替の方策に關する質問が出ました又政府が保證準備を擴張せられむとするに對して經濟上に及ぼす影響の質問がありました、之に對しましては大藏大臣より現在及將來に於ける財政經濟上の諸件を詳に答へられましたのであります、此他日支爲替金の如き問題、減債基金の問題等に付ても屢々應答がありましたのであります、で今回の豫算は軍國の豫算と致しましては往々不急のものが含まれて居る如く感ぜられる、依つて之を決定せらるるにしても、其實行に當つては努めて節約をされて、餘裕を存して萬一の覺悟に備ふるを必要とする、斯樣なことは質問ではありますが、即ち政府に對して希望を述べられたことと認めました、又收入豫算を審査いたしまするに、各種の收入を調整せらるる上に於て往々統一せざるものあることを覺ゆ、即ち或ものは其見積を過多にし、或ものは過少にせられて居るやうに見える、例へば戰時利得税の如き、製鐵所益金の如きものは何れも過少に見積をしたるものの如く見える、で今後歳入調整上には政府に於て特に留意せられむことを望むと云ふ、是も矢張り形は質問で出て居りますが、是は一つの希望と認めました、此他いろ／＼質問も出ました、尙ほ此露國の軍需品代金の爲に露國が我國に於て發行せし公債を我が國庫證券を以て償還せしことに關しまして質問がありました、之に對しては大藏大臣より、我が經濟界の事情に鑑みまして臨機の處分を執りたるものであつて、露國政情の定まるを待つて之を適當に處分すべきものである、斯樣な答でありました、又或る委員より戰時各國の狀態を見るに食料其他原料品の需要が甚だ增加いたして居る、其結果各國何れも勤儉貯蓄を努めつつあるのである、我國に於ても戊申詔勅の御趣意を體して是か實行を努めざるべからずと考へる、之れに對して政府の所見は如何、又其の施設はあるや否やと云ふのが、是か質問の大要であ

ります、之に對しては農商務大臣及大藏大臣も同感を表せられましたやうであります、又阿片の收入に關しまして、阿片の取締制度に付き極めて詳細なる質疑を致されました、之れに對しては總理大臣、内務大臣及政府委員等より政府の阿片取締に關する制度、内地及殖民地にありまする從來の方針實績等に付て統計數字を示されました、殊に臺灣に於きましては其の効果を現はして、漸次其數を減少しつゝある實況であると云ふことを述べられたのであります、財政のことに付きましても種々質問がありまして、それは一々茲に申上げることは出來兼ねまするが、先づ其中の趣意を摘みますると云ふと唯今申上げた通りの次第であります、此財政のことに付きましては此他に戰時利得税の收入に關して議員の多數の方の中にはいろ／＼議論も存して居つた趣でありまするが、是は御承知の如く特別委員會の方に於きまして決定を致しましたに依つて、此豫算委員會の方に於きましては何等の議論もなく通過いたしましたのであります、其次には國防問題に關しまして種々の點に付て質問がありました、で第四分科、即ち陸海軍兩省の所管、此審査の結果最も詳細に亘つて主査より報告を致されましたが、是は極めて其數も多うございまするからして、どうか速記に就いて御覽を願ひたいと存じます、總會に於きまして問答の二、三を茲に申上げまする、或る一員よりして陸軍の今回の豫算に現はれたることに付て質問がありまして是は此陸軍の今回の豫算は海軍の豫算に比して見ると云ふと甚だ不徹底の如く感ぜらるゝのである、今回の豫算に於ては單に特科隊の編制替、或は特科隊の增設に過ぎざるものゝ如く見える、然るに今後極東に於ける防備に決して戰前に比して劣らざるのみならず、又此後益々必要を感ずるではないか、此場合に當つて既定の計畫たる二十五師團の如きものは近き將來に於て之を遂行せらるゝ成算があるや否や斯樣な問の大體の趣意でありました、之に對して總理大臣より目下政府の豫算として計上する所は今日まで執り來りたる師團を增加する計畫ではない、專ら現今歐洲戰爭の實驗に鑑みて、戰鬪力、即ち砲兵を增加し、戰鬪に必要なる威力を增すことを以て當面の急務と認めたのである、增師のことは他日經濟の許す時に於て更に企畫せむとする積りであると云ふのが大體の答でありました、又海軍の軍備擴張……軍備充實に關しまして種々の質問を發せられました、就中豫定の八六艦隊完成の時期及他の艦船の補充計畫、及列強に於ける海軍の勢力大擴張に鑑みて、帝國海軍に於ても既定以上の計畫をなすや否や是が質問の大要であります、海軍大臣より之に對しましては極めて詳しい答辯を致されたのであります又海軍補充計畫に關する財政上のことに付て數回の問答がありました、是も極めて複雜に亘るに依つて茲に之を略します、又現在の陸軍に於ては軍用品……兵器軍需品の如きものを自ら作り自ら給する仕方になつて居るが、斯の如くでは民間の工業能力の發達を妨げて、國家有事の日に於て工業動員の實行に際し不利ならずやとの質問であります、之に對し陸軍大臣より大體は同感であるが、官に於てなさざるべからざるものは別として、其他は成るべく民間に移して之が發達に努めむと欲するのである、去りながら現在の狀況を以ては未だ俄に實行し難いとの答辯でありました、此他海岸防備要塞のことに關して之を改むる必要はなきかとの問もありました、之に對しては數回の問答を重ねられたのでありまして、當局者より整理計畫のことに付て大略の答辯を致されました、海陸軍の問答は唯今申上げたので大體は終りました、で外交問題に關して種々の質問がありました、其重もなるものを茲に申上げますれば、東清鐵道に關する露國政府と交涉せし内容の質問、支那國内に於ける近年來南北の紛爭の形勢を見るに、何れの日に是が熄むのであるか、測ることの出來ない樣子に見える、斯の如くしては遂には東洋の治安を害せむとするの虞かあると思ふ、之に對して根本的の政策は如何なるものであるかと云ふのが、是が質問の大體でありました、是は質問者も餘程詳しく述べられましたが、其述べられました趣意はどうか速記に依りまして御覽を請ひたいと思ひます、それから帝國が歐洲戰爭に參加しました所の目的及出兵の問題に關しまして外交上の質問がありました、此質問の答辯は或ものに對しては公開の席に於て答へられましたが、其中の多くは政府より祕密會を求められまして、其席上に於て外務大臣より詳細なる辯明若くは說明を致されましたのであります、それは茲に御報道いたしまする自由を有しませぬ、其他外交上に關する數簡條の質問がありましたが、是は茲に省略いたします、此國家が結びたる契約若くは債權と申する題目の下に泰平組合なるものが支那政府に兵器を賣渡したことに關しまして、對支外交のことに及ばれまして大分細かい質問がありました、之に對しましては總理大臣より詳しく辯明を致されました、又此露國に對する我國の債權に付きまして或る一人よりの質問が出まして、之に對しましては大藏大臣より詳しく答辯がありました、又此製鐵所の鋼片拂下の問題に付きまして委員の一人より農商務大臣と數回の質問應答を重ねられました、要するに質問者は其拂下契約の締結せられたる時期及一部の鋼片を拂下げられたる時期に付きまして之を確められむと致されたのであります、蓋し質問者は其時期に依つて責任の歸屬する所を問はむと欲せられたものと思はれましたのであります、之に對して農商務大臣よりは其事實顚末を審に述べられまして、當時鐵の供給の不足した場合に、一會社に對し多量の鋼片を、而かも長期に亘り拂下ぐるの穩當ならざるを認めて、責任上是が善後の措置を執らむとするもの決して責任を回避せずとの縷々辯明がありました、其後の總會の席に於きまして、或る一委員より官紀振肅に關する質問をせられましたのであります、是は時節柄重要と認めまするに依つて其質問の趣旨を明かに致しまする爲に、茲に速記の一節を朗讀いたさうと思ひます「今や此大正七年度の大豫算を協贊せんとするに當りまして、甚だ不幸なる質問を致さなければならぬことは遺憾に存じます、それは官紀振肅に付いて一應總理大臣の御意見を伺つて置きたいのでございまするが、此兩三日來誠に忌むべき記事が盛に新聞に現はれまして、本員の如きは讀む手も殆ど辛く感じます、總理大臣閣下は豫ねて紀律を重んぜらるゝ御氣象でありまするで、本員に於きましては御心痛の程を深く同情を致します、併しながら斯の如き不祥事件が既に斯の如くに暴露せられた以上は、一應御考を伺つて置かなければならぬので、此責任はどうなる、庶政董督の責任は總理大臣か有つて居られまするが斯の如くに世を驚かすの驚くべき官吏腐敗事件の既に發表せられたと云ふことは、既往の事件にしては、不幸にして教科書事件があり又海軍收賄事件がありまして、最早斯の如き不祥事件の繰返されることはないと深く信じて居りましたに、又もや斯の如き事が起ると云ふことは、是は政府ばかりでなく、國民一般の衷心より非常なる覺悟決心を以て掛らなければならぬことに存ぜらるゝのでございますが、殊に現内閣は是等の事には御注意になることゝは存じまするが、此責任はどうなりますか、誰が此責任の始末を引受けて、如何に進退せらるゝのであるかと云ふことを伺ひたい、それから又第二には善後策を講じなければならぬ、再び斯う云ふことが起ると云ふことは誠に此國家の不祥を實に容易ならぬことゝ考へまするが、如何なる手段を御取りになつてか、官吏社會の墮落腐敗と云ふものを刷新するに付ては、何等かの處置を御取りにならなければなるまいと思ふ、それ等に付て如何なる御考を有せらるゝのですか、此二つの點を伺つて置きます」之に對して總理大臣より一應の答辯がありましたが、尚ほ他の委員より前質問者の趣旨を敷衍して進んで總理大臣の所感を質されました、之に對して總理大臣も縷々其所見を披瀝せられまして、現内閣成立以來官紀の振肅は嚴重に勵行しつゝあるけれども、斯の如く事件の發生に對しては、上　陛下に對し恐懼する所である、尚ほ相當調査を遂げ責任を取らしむる者あれば之を取らしむべく、又將來に於きましては官民共に相砥礪して、改善を圖り、道德を涵養し、矯正に努むべしとの大體の答へでありました、唯今申上げましたのは總會及分科會に於きましての質問の重もなるものであります、主査の報告中に分科會の決議に依りまして希望を述べられたるものが二つありまするから、其一を此にて御披露を致します、それは第三分科會の決議と致しまして「神社の合併は萬已むを得ざるものゝ外容易に之を許さざるの方針を執られん事を望む」と云ふのが決議文であります、之に付加へられまして、此神社の合併は既往十年間に七萬二千程合併されて居ります、又昨年に至りましても尚ほ千百餘の神社合併が行はれた、斯の如きは思想統一のなき場合に於きましては甚だ宜しきを得ざるものと考へる、之に依つて決議を出したと云ふことであります、其二は第五分科の決議でありまして、此決議文は餘程長くなりまするに依つて、其要旨のみを茲に御報告を致したいと思ひます、其要旨は本邦に於て最近續發せる炭坑の大爆發は世界的統計に徵するも最大なるものにして實に其慘狀を極む然れども未だ是が豫防改善の法を講ぜられず、政府は速に相當の方法を講ぜられ、炭坑の改善に努力あらむことを望む、斯樣な大意であ

ります、で此事は一兩日前の豫算委員會に於きましても、第五分科の主査より詳しく述べられまして、一つの希望として呈されたやうに記憶して居ります其詳しき事實に付きましては分科會の報告の中に載つて居りますから、是にて御承知を請ひたいと存じます、以上の質問若くは希望又は意見の交換の後に於きまして、委員會は採決に移りました、之に依つて大正七年度の歳入歳出豫算案並大正七年度各特別會計歳入歳出豫算案、此特別會計の中には鐵道に關する豫算がありまして、此鐵道に付きましては、鐵道敷設法中改正法律案に衆議院に於いて修正を加へられまして、其の結果此の金額に異動を生ずることになつて居りまするので、是は衆議院よりは數字の修正は致さず回付されましたに依つて、委員會に於きまして、主査に於て其數字を訂正することになつて報告になつて居ります、それで其他豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件二件、臨時軍事費豫算追加案第一號、大正七年度の歳入歳出豫算追加案、第一號、總て衆議院送付修正の通りに可決いたしましたので、尙ほ御報告漏れることもありませうと思ひまするが、其事に付きましては尙ほ御尋ねに依りまして、委員長より記憶いたして居ることだけは御答を致す積りであります、是にて御了承を請ひます。

○議長（公爵德川家達君） 諸君に御諮りを致します唯今委員長の報告せられました日程第四より第八までの豫算案を、束ねて問題に供して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

〔男爵石黑忠悳君演壇に登る〕

○男爵石黑忠悳君 本員は此豫算中、文部省の豫算の中で文部大臣に御質問を致したう存じます、それは本員が當年の此豫算には必ず計上されますると豫期いたして居りましたものが、計上いたしてございませぬので、文部大臣に質問いたしまするが、此音樂でございます、音樂と云ふ事を此軍國の豫算に出しましたならば、定めし優長なることを質問すると云ふ御笑ひがございまするか知れませぬが、私はさう存じませぬのでございます、音樂は私が申述べるまでもなく、古人も既に風を移し俗を易ふるは樂より善きは莫しと云ふ金言がございまするやうな譯で教育に於ては實に大切なものと考へます、で、此音樂の研究とか、奬勵とか、監督とか、之を教ふると云ふことは無論文部省の所管で、現に東京の東京音樂學校は帝國に於ける音樂の最も最上な教授を致しまする場所である、是が文部省の直轄でございまする、此東京音樂學校でどう云ふことをして居るかと云ふのに、西洋の音樂並に我國の音樂、我國の音樂に於ては世俗に行はれまする琴、三味線、笛、胡弓義太夫と云ふやうなことまで、研究になつて居る、のみならず或る地方の俗曲までも研究をされて居るやうに存じます、而して此音樂學校からは、西洋音樂に付ては數人の名手も既に出してありまするのでございます、然るに我國に於て最も重んずる所の音樂、即ち雅樂、此雅樂と云ふものは文部省でどうしてござるのでございませう、どうして之を最も重んずると私が申すかと云ふのに、伊勢の大廟の御祭典を始めとして各神社の祭典、各神社の祭典に於ては雅樂を奏することは內務省からの規定に依つて、種々の神饌と共に之を供すべきことになつて居る、又宮中の御宴には必ず奏する所のものが此雅樂である尤も其雅樂の中には、全く神代より傳はつたものもあり、若くは唐朝から傳へてからに、我が國風を加へたものもございますが、千有餘年來相傳して居るものであるのです、それで此雅樂をば、文部省は東京音樂學校に於て教授も研究もされぬ……研究はされますか知らぬが、教授はされて居らぬと思ひます科目も設けて居らぬ、從つて此專門の教官も居らぬのみならず雅樂に於ける書籍なり、樂器なり、若くは之に付きました舞樂の裝飾のやうなものなり、全く蒐集して私は備はつてありませぬかと考へる、それで宮中の御宴の奏樂の如きは、傳へ承はる所に依りますると、皇居御造營の成りました時に、或る人は日本の禮式に用ふるのに衣物は洋服なり、禮は立禮になり、食は食卓で食ふやうになりましたから奏樂も是は歐羅巴樂でなくてはならぬと云ふことを申された時に、甚だ畏多いことでありますけれども先帝陛下は之を御許しあらつしやらずして、宮中の御宴にも、天長節だけには歐羅巴樂がござりまするが、新年宴會なり、紀元節なりには專ら我が雅樂だけになすつて御置き遊ばした趣に承はつて居りまする、蓋し是は先帝陛下の深い思召で、我國古來傳はれる雅樂をば永久に御傳へ遊ばされる御意から出たものと、斯う信じて居るのでございます、然るに文部省は音樂學校を設けてありながら之を講究せず、相傳せず、教授せずと云ふものは、どう云ふ譯でござりませうか、此事に付きましては本員は是まで豫算委員會で屢々文部省には申して居ります、ところが或時は都合がある、或る時には經費がさう行かぬとか、云ふやうな申譯を聞いて居りましたのでございまするか、本年の如きは文部省は新事業には多大の請求をされて居りまするやうでござりまするが、どう云ふ譯で此の雅樂だけは御請求になつて御設けにならぬかと云ふことは、私は怪訝に堪へませぬ、前にも申述べまする通り、軍國豫算とも申すべきときに斯の如き事をと云ふ御考があるかも知れませぬけれども私が申述べるまでもなく音樂のことは書籍で讀んだから宜いとか、机の上だけで行くものではございませぬので、殊に日本の雅樂の如きは人より人に傳へると云ふことが最も必要である、御存じの通り多と云ふ家は笙の家だ、東儀と云ふ家は篳篥の家だと云ふやうに、家に傳へて居つた位のものである、近く我が音樂の名家が……我が雅樂の名家が追追凋落いたして、無くなつて參りますに付きましては、是は早く手を御著けにならぬければ全く亡滅するものだと私は存じます、或は文部省では是は宮內省に雅樂傳習所があるからと云ふやうな御考があるかも知れませぬけれどもが、文部省は學制統一と云ふことには頗る御熱心である、先年、一昨年でござりましたか、一昨々年でござりましたか、皆さんの御存じの通りに、歷史的離すべからざる傳染病研究所までも文部省に學制統一の名義を以て御合併になつた、其時などは當に歷史上合併すべからざるやうに思ひまするのみならず、之を御離しなさいますと直ぐに御差支がござりますと云ふことまで、私は當局者に言つたけれども、それを御合併になりましたのは何であるかと云へば、學制統一と云ふ名義の下に文部省に所管換になつた位のものである、然らば教育に於て必要なる音樂、音樂の中で最も重んずべき雅樂が、宮內省の傳習所で傳習するから宜いと云つて御放置になるのは、文部省の從來御唱へになる方針とも違ふと本員は考へる、それでどう云ふもので此雅樂をば文部省では御研究にならず、御相傳にならず、なすつていらつしやるか、是は我國古來傳ふる所のみならず先帝陛下の前に申述べるやうな思召のあるものにも拘らず、之を御放置になつて置いて、さうして置いてからに、音樂學校に之を御入れなさらぬと云ふことは如何なることであるかと云ふことを本員は文部大臣に質問いたします。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣（岡田良平君） 石黑男爵に御答を申上げます、雅樂のことに付きましては石黑男爵は多年御熱心に御主張でございまして、從來豫算委員會等に於きまして屢々御意見を御述べになつたと云ふことを承はつて居りますのであります、それ故に當局者に於きましても此問題に付ては屢々研究を致して居るのでございます、然るに御同感ではございまするけれども、之を實行すると云ふことに付ては當局者は頗る困難を感じて居るのでございますと申しまするのは、此雅樂と云ふものを音樂學校に唯今起しましても、果して此學科、技術を學ぶ所のものに適當なる人を得るであらうか、どうであらうか、又適當なる人を得ましても是が相當の保護を致しませずして、世の中に立つて行くことが出來るでありませうか、どうでございませうか、是等の點に於て當局者は十分の成算は實は得て居りませぬので、宮內省には御承知の通り雅樂稽古所がありまして、此所で雅樂の傳習を致して居るのでありますのみならず、其所で傳習を受けた者は相當御保護の途も立つて居るのでありまするから、之を以て志願の者を養成して行く途もあるのでございまするが、今文部省の學校に於きまして雅樂の傳習を始めました所が、志願者はあるかも知れませぬが、併ながら適當な志願者を得るであらうか、どうであらうか、是は卒業後に此者が職を得ると云ふことの途が十分に付きませぬと即ち保護の途が付きませぬと、輕卒に此學科を設けましただけでは、決して此雅樂を起すと云ふことの目的を達することは出來まいかと考へられるのであります、故に是等の點を種々考慮いたしまして、未だ之を設置すると云ふことの決心を執り兼ねて居るやうな次第であります、併ながら其必要であると云ふことに付ては石黑男爵と全く御同感のことでございます、故に相當保護の途も立ち、此雅樂の稽古を致した者か世の中に立行く見込が立ちまするならば當局者に於きましては無論之を音樂學校に置くと云ふことを躊躇いたしませぬ、是等の途に付ては尙ほ研究いたしたいと考へて居ります、唯本年の豫算は

男爵の御述べになります通り、多額の增額を致して居りまするけれども、何れも洵に戰時中と雖も差措かれぬ必要なる事項に對してのみ要求を致したことでありまするので、勿論雅樂のことも必要ではありまするが、是等の十分の研究を致して、而して後に茲に及ぼう、斯樣な考を有つて居る次第であります無論統一と云ふことは文部省が從來執り來れる方針であるけれども、雅樂の統一は度外に置くのはどうであるかと云ふ御非難でありますが、文部省と致しましては決して唯徒に統一することを目的とは致しませぬので、統一を是とする場合は統一をし、又統一し得べからさることは統一を致しませぬので、是は單純に何も彼も統一と云ふ方針ではございませぬので、其邊は篤と御了承を願つて置きます。

○男爵石黑忠悳君　今一應御質問いたしまするが、さう致しますると文部省では、是は差當つて貰れ口の遠いやうなものであるに依て、學ぶ者もなからうから是は音樂學校に置かぬと云ふ御趣意のやうに承はりましたが、本員はさう考へませぬので、文部省で御置きになつたならば、何れ學ぶ者が澤山ありませうと思ひます、澤山とは行きますまいが、現在皇典講究所を卒業した人が、神主とか神官、あの人達がどうしても此官幣社、國幣社の祭には雅樂を奏すると云ふ事か決まつて居りまするが、之を學びますのに行く所がない、それで小川町から或る音樂者があつて、さうして雅樂を教へて居る所に行つて敎はるのが何人もある、私は其開業式にも呼ばれた、引札も貰つたことがあるので、若しも音樂學校で正式に御教へになつたならば、宮內省の伶人と云ふ者も必ずそれに行つて學ぶものだらうと存じます、なぜならば宮內省に在るのは音樂練習所であつて、音樂學校でない、それは兎に角と致しまして、文部省で之を御置きにならぬと云ふことでは、此相傳、傳はることが無くなりますが、この傳ると云ふ事が雅樂の相傳が絶滅いたしても文部大臣は此音樂の上に付て御責任はないと思召すのでありますか、それを伺つて見たい。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君)　唯今申上げましたる通りに雅樂を保存いたすと云ふことは必要と考へて居ります、是に石黑男爵の御述べになります通りでありますが、音樂學校で雅樂を置きまする以上には、單に此雅樂の初步、極めて初步の普通の神官にでも出來まするやうな單純のことを敎へまする意味ではございませぬので、是は今日音樂學校で致しませぬでも、御話の通り私立に於ても出來ることで、音樂學校でやる以上には、雅樂の蘊奥を究める所までやらぬければならぬ、即ち雅樂に付ての專門家を造ると云ふ意味でなくてはならぬと考へて居ります、專門家を作るにしては折角成ほど志望者はございませうが、其雅樂の端緒を得まして直ちに他の職業に轉ずると云ふやうな者ではいかぬので、之を一世の業と致しまして、深く此技に進んで行きまする者でなければ、わざ〳〵此音樂學校で養成する必要はないと思ひます、それ等の點から考へまずると唯志願者があるからして、それを容れて養成するだけではまだ少し足らぬやうに思ふのであります、それが卒業してから後に如何に成行くかと云ふやうなことまで篤と考へまして、十分の成算を立てまして、其上で適當な施設を致すと云ふことにならぬければなるまいかと考へて居ります、故に其點に付ては之を度外に置く譯ではございませぬので、尙ほ篤と考慮いたして相當の施設は致したいと考へて居るのであります

○男爵石黑忠悳君　屢々伺ひますが、今一應伺つて見たい、唯今の文部大臣の御答としては、神官のやるやうな單純のものならば敎へるまでもないと云ふ御答で篤入つた御答と考へます、本員も音樂の事は深く知りませぬが、首を突込んで居る一人であります、今日まで私立の學校やなんぞで僅に習つて來た者も、神前に於て奏しまするものが必ず本當の我國の雅樂の一端であるかどうかと云ふことに本員などは甚だ疑つて居ります、それで甚だ恐縮のことでございますが、私は神前に供へます音樂が若しも正しいものでありませぬければ腐つた魚や、腐つた野菜を供へるのと同じことだと本員は考へる、魚屋八百屋は鑑定が出來ない……耳がある者でありますれば此供へます音樂の中に正しくないのがあると信ずる是は何かと云ふと、音樂學校で正しい敎授をなさらぬからして斯う云ふことが起ると思ふ、それで神樣に向つてからに奏する音樂は何でも宜いと云ふやうな文部大臣の御考であると、篤入つた御考と本員は考へる、外の事とは違ふ、敎育の、一國の帝國の敎育を御擔當になつて居る文部大臣の御答としては甚だ怪しむのであります、それでさう云ふことでございまするで、本員は是は音樂學校に於て此科目を御置きになつて、正しく此相傳を維持して敎授する人があつて、それに就いて、學んで、始めて神前に於ても正しく奏すると云ふ者が出來なければならぬと斯う考へます、そこで此文部大臣は唯今の私の質問の御答の中に落ちて居りますが、然らば之を音樂學校に於て正しく研究にならないで、さうして段々年を老つた人が絶滅したときの責任はどうでありませうか、音樂學校を國立で置いて置きながら、我國の雅樂が相傳を失つて、それで責任は立つと云ふ思召でありませうか、何れ取調中と云ふことは數年仰しやつて居る、取調べられて居る中に段々年を老つた者は死んで仕舞ふ、相傳は無くなる、此責任はどう御有りになるかと云ふことを伺つて置きます。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君)　少し私が申上げた事は十分に徹底いたさなかつたかと存じますが神前に奏する所の樂はどうでも宜しいと云ふやうな事は少しも申しませぬのであります、唯今私の申上げましたのは、音樂學校で養成する者は雅樂の專門家でなくてはならぬ、即ち神前で樂を奏します神官などの其師匠になるやうな人でなければならぬと、私は思ふのでございます、音樂學校で養成いたしました其專門家を以て總ての祭典の場合に參列せしめると云ふことは、是は出來ませぬので、音樂學校は專門家を造ると云ふことを目的と致さぬければならぬのであります、然るに專門家と云ふ者が唯だ學校を開いて學科を置けば專門家が其所に這入つて獨でに出來るかと云ふと學科に依つては出來ませうが、併ながら雅樂と申しまするものの如きに付てはさう云ふ譯には參りませぬので、即ち卒業してから後のことに至るまで篤と考慮を致さぬければならぬのでございますから、それ故に之を直ちに置くと云ふことが出來ませぬので、多年石黑男爵が熱心に文部當局者に向つて御希望があるにも拘りませず、今日まで之を實行すると云ふ譯に至らなかつたのであります、併ながら御話の通りに我國の古樂か絶えると云ふことは誠に遺憾のことで、之を傳へると云ふことだけは、どうしても其道は講ぜぬければならぬと思ふのであります、今日僅に之を傳へて居りますのは宮內省でございます、で、文部省の側に於きましても之を傳へると云ふことに付ては十分に考慮を致さぬければならぬのでございますが、併し是は尙ほ研究を要すると云ふことは先刻申しましたる通りでございまして今回の豫算に出て居りませぬのは即ち其趣旨で、決して之を輕んずるの趣意ではないのでございますから、其邊は御了承を願ひたいと思ひます。

○男爵石黑忠悳君　唯今の文部大臣の御答辯に依りますれば、考慮すると云ふ御言葉の上には日本の雅樂の相傳を……必ず傳へると云ふ御責任は負つて居られませうか、絶滅しても宜いと云ふ御考でありますか、考慮して必ず之を相傳すると云ふ御考を御有ちでありますか、それをもう一應伺つて置きます。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君)　是は度々申上げました通り、雅樂は絶滅して宜しいと考へて居りませぬ、成るべく絶滅いたさぬやうに努力いたすのが當然と考へて居ります。

〔山脇玄君演壇に登る〕

○山脇玄君　先刻豫算委員長の報告を謹んで承はりました所が、此度の豫算には社會政策に關することがない、重もに國防其他のことに關するものであると云ふことの御報告でありまして、私は甚だ遺憾に存じたのであります、諸君も御承知の通り、今や諸物價殊に食料の騰貴と云ふものは益々劇しくなつて下流社會の生活と云ふものは益々困難になつて參り新聞などでも御承知の通り、竊盜が增すとか、横領が出て來るとか、身投があるとか、夜逃があるとか色々此悲慘な事情が現はれて參つて居るのであります、此米の如きは貴賤貧富の差別なく、人間である以上は一日も缺くことの出來ない重もなる食料であるのであります、此米價の調節の如きは今日急務中の急務であるに拘らず、兎角唯議論紛々、一向直接有効のものが此實際の緒に著かないと云ふことは誠に遺憾な次第であります、で私が唯今質問を致すと云ふやうなことは誠に迂遠なやうではありまするが世界の大勢を眺めて見ますると、交戰各國は如何でありませう、何れの國でも食料品は輸出を禁止し……是等の輸出を禁止し、是等輸入税の減免を圖るとか、食料品の最上限を定めるとか、或は又食料品の分配、供給を按排するとか、或は又「アルコール」飲料を供することを制限するとか、各般の調節策を講じて居るではありませぬか、然るに我國は如何でありませう、成る程議論は澤山あります、それから

暴利取締規則或は省令の一部の改正などがありましたが、どうも我々の見ました所では直接有効に調節を見るものは一つもないと云うて宜からうと思ふのであります、それでありますから、誠に迂遠なやうではありますが、私は此政府當局のどなたでも宜しうございます、一二の質問を試みまして、又其上で更に二三の質問を試みたいと考へますから、どうか諸君に於きましても暫くどうぞ御許しを願ひたいのであります、第一が我國の米が我が國民が、國內に於て消費する所の石數は幾許であるか、此國內の米作で供給して不足がないか否か、若し不足があるとすれば、其不足額は幾何であるかと云ふことが第一第二は最近外國に輸出する所の石數は幾許であるかそれから第三は我國で人間の中毒を盛んに增す所の「アルコール」を製造するのに、米をどれ程費やして居るか、第四には此玄米を白米にする爲に搗減りと云ふものが生ずる、其搗減りの石數は如何であるか、此四問を御伺ひ致して、其御答に依つて更に質問いたしたいと思つて居ります。

〔國務大臣仲小路廉君演壇に登る〕

○國務大臣(仲小路廉君) 山脇君の御質問に御答を致します、今日の場合に此米價の調節と云ふことに付ては政府に於きましても、最も苦心を致して居るのであります、之を直ちに諸外國に於て今日實行いたして居りまするやうなことを……それと多少の關係の異なつて居りまする其事柄を、直ぐ我國に實行いたすと云ふことも、是れ亦總ての事情の上から考へまして適當でないと存じます、或る必要な場合になりましたならば、諸外國で實行いたして居りまするやうなことを實施しなければならぬ時も參るかと存じます、併しながら今日の場合に於いて直接に諸外國でやつて居りますることを實行いたしますることは、是は餘程考慮すべきものと存じます、それでございますから、今日我が國情に於て餘り諸方に影響を及ぼさぬ範圍に於て出來る限りの途を執りまして、何とか此米價の餘り暴騰を致さないやうに、殊に大切な食料品中の重もな米穀に付きましても、是亦餘り暴騰を告げて、一般の人々が困難を致さぬやうにと云ふ積りを以ちまして、茲に施して然るべしと考へて居りまする各種の方法に付て、政府に於ては怠りなく是が施設經營を致して居るのでありますそれから唯今御質問になりました此米穀の石數であります、或は海外に輸出いたして居る石數である、或は酒其他の爲に消費される石數、是等の數字に亘りますることは是は此席で御答いたしますることは甚だ困難であります、何卒此席に於ては大體の點に付て御質問下されば、それに付きましてはどこ迄も御答を致して宜しいのであります。

○山脇玄君 尙ほ御尋ね致しますが、唯今申しました此四點の數字のことであります、是は是非御廻し下さるだけのものは書面にてどうぞ御廻しを願つて置きます、私が一應調査しました所に依りますると大體を申しますると、此內地の米作と云ふものは內國人に供給するのには不足を生ずる、此不足の平均を申しますると、三百萬石內外足らないと云ふことに承つて居るのであります、先日農商務省令の改正に依りまして、外國へ輸出する米も私の調べました所、或は新聞などに記載して居りまする所では七十萬石內外になつて居るやうであります、それから清酒を製造いたしまするのに凡そ二百五十萬石內外と云ふことになつて居ります、それで今日此米價の騰貴に騰貴を重ねる原因は他にも色々ありませうが、米其ものの不足と云ふことが大部分重もなる原因のやうでありまするから、其所で私の素人考では外國へ輸出する方の七十萬石內外の輸出を御禁じになるそれから「アルコール」中毒を製造する所の清酒の釀造に精米を供給すると云ふことを嚴禁して下されると云ふことは出來ますまいか、さうすると云ふと清酒に用ふる米と、外國へ輸出する所の米を以てしますれば、凡そ此內國人民の需用する所の額を補ふことは出來はしまいか、是も一策ではあるまいかと考へるのであります、それで此際いろ〳〵輸入米の關稅の改正、或は鐵道の運送を便宜にする、或は米の專賣をやるとか、或は米の最上額を制限するとかいろ〳〵の方法もありませう、それで當局大臣は本日此席でどう云ふ方法を今講究して居ると云ふことを御明言が出來まするならば、御明言を得て安心を致したいのであります、若しどう云ふ方法を講究して居ると云ふことが御明言が出來ませぬければ、何か調節策は必ずやると云ふ御明言を願ひたいのであります。

〔國務大臣仲小路廉君演壇に登る〕

○國務大臣(仲小路廉君) 御答を致します、數字に亘りますることは、是は改めて書面に致しまして、さうして御手許まで差上げましても宜しうございますそれから大體のことに付きまして、唯今の御質問の要點に御答を致して置きます、大體は我が國內に於て產出いたして居りまする米穀の總額、昨年の出來高、既往三年間の豐作續き、是等の狀況に依りまして、先づ現在に於きましては之を平均して申さば、我が生產額は今日の人口の消費額に於て左迄の不足はないと政府は見て居るのであります、唯先般も此席で御答を致しましたが、近來の情勢に伴ひまして兎角に世の中が繁昌だと云ふ事の結果が、消費の額を增して參りまするとのどうも傾が多いのであります、それで是等の消費を制限して、唯今御話になりまするやうに、或は酒の爲には一切米を用ふることはならぬ、さう云ふやうな道を執るのも或る場合になつたらば必要かも存じませぬが、併ながら今日我が現在に於て直ちに法律其他の道を以て、此穀物を酒の消費には一切使ふことはならぬと云ふやうなことを爲すには、まだ早い時機ではないかと存じます、故に是等のことは法律其他の規定に依らずと、相成るべくは一切の人心、今日のやうな人々の困るべき場合でありますから、贅澤其他酒等の爲に、此折角の穀物を餘り餘計潰さない、消費しないやうにすると云ふ一般の人心を其方に向けたいと思ふのであります、尙ほ外國輸出の事に付きましてもさうであります、輸出も國內に於てすらもどうかと思ふべき場合でありまするから、多額のものが非常に出る場合になりましたならば、固より是が相當の制限を致さなければなりませぬのであります、去りながら現に我が同胞兄弟にして、或は布哇に、或は亞米利加に、或は其他に矢張り故鄕の食物を荐りに望む者もあるのであります。是等の者に對しましても矢張り國內と同樣に相當の我が米穀の出まする途も執つて置かねばならぬのであります、之と同樣に又海外から成るべく我國に食料の這入りますやうに、即ち外國米輸入のことに付きましても、是も亦政府は、餘りに一般農家農村の爲に非常な苦痛を感ぜしめない結果に於て、出來得る限りは外國米の我國に這入る途も考慮を致して居るのであります、一面に於ては又農村、農民のことも考へぬければなりませぬ、餘りに又暴落を來すことになりましても是も困ります、是等各種のことも考慮いたしまして、努めて餘りに影響を及ぼさない範圍に於て、今日一般の困つて居りまする其苦痛を餘り甚しからしめないやうな途を執らうと存じて居るのであります、輸送の點に付ても、外國米の這入る點に付きましても、其他餘りに投機に走つて國內に種々なことを起してはなりませぬ、消費に對すること、供給に對すること、是皆出來得る限りの途を執りまして、今日此現狀の苦痛を相成るべく緩和する途を執ることには少しも怠らぬで居る譯であります、どうか大體は之に依つて御了解を願つて置きたいと存ずるのであります。

〔男爵高木兼寬君演壇に登る〕

○男爵高木兼寬君 私は政府に御尋ね申したいと思ひまして此に登りましたのは餘の儀ではございませぬ、即ち此曆法と云ふことでございます、曆でございます、迂遠なやうなことを御尋ねするやうに御聞きであらうかは存じませぬけれども、國家の經綸上曆法は極めて大切なものである如く思はれるのであります、本來我國に行はれて居りましたる曆法は年中行事で、其の行事が氣候風土と相並行いたして居つた爲に、社會の經濟上人民の便宜と相成つて居つたのであります、然るに現在行はれて居りまする曆法は氣候風土と、人民の年中行事と節を合して居りませぬ故に、社會に著しき不便を來して居ると云ふことは、世の人の知る所であると存じます、長いことは申すの必要はない、二三の例を擧げて御尋ねを致したいのであります、即ち國民全體に於きまして年の始め終りは氣候に伴うて居るのであります、國民の生活は前半年度の勞苦に依つて得たる所のものを以て前半年度の用途を便じ、尙ほ後半年度に得たるものを以て一年中の總勘定を致し、年忘れと云ふことが出來るやうに、在來の、即ち今日申せば舊曆と申しますが……に依りますれば出來るのであります故に、年末になりますれば、一年中の行事を計算をいたし、全く何も殘らず餘る物を持越し、又得たる物を以て何等負ふ所なくして、身心寬かになりまして年を忘れると云ふことが出來て居つたのであります、然るに現在の曆法に依つて見ますれば、先づ七月の盆を前半期の計算期と致して居るのに、新曆の盆では其年の夏作を收入いたし、前半年度の計算を終ると云ふことは不可能であります、それが爲に起る所のものは何であるか、一箇月後れの盆或は舊盆と云ふものが實際に行はれて居ります、故に新盆舊盆一箇月後れの盆と云ふ、三つの盆の節句を致す

と云ふことが現はれて居るのであります、又年末に至りましても、秋作は未だ收入し得ないが爲に、之を以て一年度の總計算が出來ませぬ故に事業が殘つて居ります、事業が殘つて居ります故に、終らぬ中に御正月を致すと云ふことは苦痛であります、で之が爲に今日になりましては、矢張り御正月と申して居ります樂みの時が樂みの時にならぬが故に、今日に至りましても地方の多くに於きましては、正月は新曆に依つて居らない、之に依る者は官衙のみと、又相當の今日的の教育を受けたる者が正月を致すに止まりまして、土著の人の多くは正月を致さぬ、其爲に一月を後らして、一箇月を後らして見れば其年の始末を何ゝかすることが出來まするが故に、一箇月を後らせて正月を致させます、又之に依らず斷然舊の正月に依ると云ふ者もございます處から、即ち三つの一月元日と云ふものを數へる種類の人が、此帝國内に別れて居ると云ふことになつて居るのであります、之が爲に及ぼす影響であります、政府に於きましては大體に於ての御意見もあらうと思ひまするかでありますが、其中小別けに致して見ると、今日教育上に於きまして、家庭と學校との聯絡が大切だと云ふことを唱道されて居ることは明かなる實事であります、然るに學校に於ては今日は休みだと言つて子供を喜ばせて居りますが、内に歸つて見れば親は家業を少しも休まず、せつせと働いて居るのであります、故に親の苦勞をするときに子供は遊んで居る、子供が樂んで遊びたいと思ふときに親は勞働をして居ると云ふことが現はれて居ると云ふことは確かな事實であります、さうでない御家庭があるかも存じませぬが、是は確かにあらうと存じます、斯の如くして子供は休みだと云うて喜んで遊んで居るのに、親は汗水垂らして内でせつせと働いて居ると云ふやうな有樣で、學校と家庭との聯絡をして圓滿なる効果を收むべきことが出來得べきものと文部當局に於ては御認定になつて居りますか、其一例を申して見れば、某村の豪家でありますが、曰く、私の村に於きましては私一家が新しい正月を致します、私の内には「ピアノ」もございますと云ふ話でございますから、今日的の家庭になつて居ると思ひます而して同家に於きましては一月に一回紋付の衣服を著用いたし、袴を著けて、家庭中即ち家族相集團して、先づ御勅語の捧讀式を行ふと云ふことにして、樂んで居ると云ふやうなことにして居りますが、私一家だけは今日の法を奉ずるが至當なりと存じて居りますから、一月一日を致して居りますが、村中皆舊の正月を致して居ります、是に於てか困ります、何で困るかと云へば、一月一度内ではするのであります、故に其時には正月の式をして居りますが、村方の者が正月をするときにも内の子供には又雜煮を喰はせ、餅も喰はせて、又正月をせなければならぬと云ふやうになつて居りますと云ふ話であります、斯の如き有樣では到底家庭と學校と一致した行動を採ると云ふことは出來ませぬ、是れは確かに私に明言した人は澤山あるのであります、斯樣なものが・…障碍があるにも拘らず、家庭と學校との聯絡聯絡と言つて、御話ばかりで茲の調和は如何に成行くものかと云ふことを疑はざるを得ないのであります、次に行政上に於きましても此の不便は確かにあらうと思ふ、官衙が事務を執るときには、農民は御祭を致して樂しんで居ることがありませう、又一般人民が御祭り日であるとして業を休み、身體衣服を清潔に致し、一日を樂しみ暮さうとするときに、官衙に於てはせつせと事務を御勉強になつて居ると云ふことになつて居る、

〔副議長侯爵黑田長成君議長席に著く〕

然るに官衙の事務は人民と相共にして居るべき仕事であります、斯樣な所に於きましては、行政當局に於きましては何等の御不便がござらぬかと云ふ點、尙ほ御尋いたしたいことは航海上の問題であります幸に當局者が御居でございますから……之に對する現在の曆法は如何なる關係を有つて居りますか、潮の干滿は海岸の航路航海に於て大した關係を有つて居ると云ふことを見ねばならぬのであります、潮の滿ちて居る時には舟が容易く通るけれども、干て居る場合には容易に通ることが出來ぬ、其時を知ると云ふにはどうして知るか、月の出沒を標準としたものは、日の數に依りまして、何れの箇處は何時なれば滿潮であるが故に、船は容易く通ることが出來るけれども、斯う云ふ時期であれば船が通らぬと云ふことは、曆を見ないでも時計を見ないでも、月の虧けやうを見て分るのであります、然るに今日では先づ曆を見なければ日月の出づる時刻も宜く分らぬ從つて潮の干滿も分らぬ、併しそれはそんな船底の支へるやうな淺い所は、今日の航海は通らぬと仰つしやるか知れませぬが、淺い所も常に小さい船は海岸を始終通つて居る、又大船と雖も海底の深淺に依つて二十尺三十尺の船が通ると云ふことに付ても、潮の干滿は重大な關係を有つて居る事柄であらうと思ひます、故に今日に於ては一々そこに曆を備へて置かねば分らぬが、舊の法に依りますれば、物はなくても宜しい、日月星辰を眺めて凡その測定が出來る所から、航海上に非常の便宜を與へて居つたと云ふことは確かな事實であると、自ら信じて居るのであります、兎に角今日は先きに申上げた通り社會の經營上に於きまして、同じやうなことを毎年繰返し繰返し行はなければならぬと云ふことの事實の生じて居ることはどなたも御同意であらうと思ひます、即ち正月が三度ある、御盆が三度ある、斯う云ふ類のことが皆あるのであります、斯樣なる事實は全體國家の經綸上には澁滯なく國政を執り得らるるものであると云ふ當局は御意見でございませうかと云ふことを伺ひたい、農業上に於きましても學者の議論はあります、ありますけれども事實は其通り、即ち既に此曆法は四十七年の久しきに亘りますけれども地方を能く見て御覽なされば分る。

〔議長公爵德川家達君議長席に復す〕

實際是が應用が出來ぬと云ふことは確かにあるのであります、四十七年を經ても尙ほ實際に行ふ事が出來ぬものは、百年の後と雖も、之を徹底せしむる事は、困難と云ふ事は見えるのであります、其理由は何の爲であるかと云へば月日の數と風土と併行し居らぬと云ふ結果であると本員は認めて居ります、故に最後に極く簡單に御尋を致しますれば、斯樣なる事實は存在しても國家の發展經營上に聊も差支ないと云ふ御認めでございませうか、之を一つ伺ふのであります、若し御差支ありとすれば、何とか調和する法を御執りになる御意見がございませうか、此二點に向つて御答を願ひたいのであります。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君) 唯今曆法のことに付て縷々御陳述がございまして、御尋の趣旨は必しも太陽曆を非として、太陰曆に復舊するが宜いと云ふ御趣旨ではないと存じましたが、元來此太陽曆と申しまするものは、學問上完全無缺の曆法ではないのださうでございます、寧ろ是は人爲的の、人工の加はつて居るものでありまして、自然的の曆法ではない、其點から申しますると太陰曆の方が寧ろ理論に適つて居りまして、法曆と致しましては宜しい曆法であるのださうでございます、併ながら理論上進んで居ると云ふことゝ、實際上便利であると云ふことゝは必しも一致いたしませぬので、理論上宜しいものが實際上に於ては、却つて不便であると云ふ事實もありますので、此實際の便否上から云ひますると、太陰曆はどうも不便なものであります、太陽曆の方が迥に便利なものであります、例へば其中の最も著しきものを申しまするならば、太陰曆で見ますると一年が十三箇月になつて參る年もありまする、一年十三箇月でありますと經濟上に於きまして其他萬般の事に於きましても、非常なる不便を生ずると云ふ事になつて參ります、太陽曆に於きましては僅一日の相違でございますから……閏年と當り前の年との相違が……故に斯樣なる不都合は生じて參りませぬので總て便利の點から申しますると、太陽曆は非常に便利なものになつた、今一つ便利なことゝ云ふものは今太陽曆を行つて居るものは、世界の文明國の大部分でありまして、違つたる曆法を行つて居る所と云ふものは、御承知の通り極めて少數であります、今日經濟社會も廣くなつて參りまして、殆ど世界的になつた今日に於て、若しも一國が他國と違つた曆法を採用して居りましたならば、商賣上に於ても其他に於ても非常なる不便、例へば支那の如き、或は露西亞の如き、此點に於て非常なる不便を見て居ると云ふことは既に御承知の次第であります、左れば如何にしても太陽曆と云ふものを保つと云ふことは極めて必要な事で、太陰曆に戻すと云ふが如き事は、是は論外の事と思ふのでございます、或は中正曆などと云ふやうな考案を致して居るやうな人もあります是も太陽曆と太陰曆の兩方の長所を擧げましたやうなものであつて、理論上としてはなか〱巧なる考を致し居るものであります、初めて曆法を定めると言ふやうな場合であつたならば、是も考ふべきことであるかと存じまするけれども、併し世界の澤山な國の中で、一國で此曆法を行ひましては、如何に其曆法が巧であつても、到底是は實際の働きを爲し得べきものでない、非常な不便なものになりまするので要するに此太陽曆を主として行かぬければならぬと云ふ事は、是はもう疑ひない事であります、唯此太陽曆が我國の多年の習慣に一致せぬと云ふ點に付

きましては、唯今高木男爵の御述べになりましたやうな事實は實際に於て認めるのであります、此點に付きましては、無論成るべく速に此調和を得る方法を講じなければならぬのでございまして其調和を得る方法の一手段と致しまして、先年は此曆の上に新曆と舊曆と相並んで現はれてございましたのを、先年來此舊曆を現はすことを廢止いたしたので勿論是だけを以て全然舊曆を改めると云ふ事は出來ませぬでありますけれども、是等も一つの手段に外ならぬのであります、其他の事に付きましても、成るべく此太陽曆に調和するやうに總ての習慣風俗を改めて行くと云ふ事は、是は必要な事であらうと思ふのであります、併ながら是は日本の風土氣候の上に於て、さう云ふ譯には絶對に行かぬのであるかどうであるか、是は必ずしも左樣ではあるまいかと思ふのであります、日本と申しましても、南から北に亘りまして、隨分國は長いのであります、高き緯度から低い緯度に亘つて居りまして、一つの曆法に依つて此の全國を統一して參りますれば、甲の地に都合宜ければ乙の地に都合が惡いと云ふやうな事は、是は免るべからざるものであります、詰り此曆法と云ふものは動かすべからざるものにして、其他の風俗習慣を之に基いて、段々に改良して行くと云ふ手段を執ると云ふ事は必要なる事であると思ふのでございます、此點に付きましても高木男爵の御話のやうな事實もございまするけれども是は日を經るに從つて追々と曆法と調和して行くやうな傾向であると、當局者は信じて居りますのであります、併し尚ほ出來得べきだけ此傾向を促進して行くと云ふことは、是は必要なことゝ考へて居るのであります。

〔海江田準一郎君演壇に登る〕

○海江田準一郎君　私は露國の目下の現狀に付て、當局者に一言御質問したいのであります、諸君に於かれまして御承知の如く、露國は今日大壞亂を致しまして、此間獨逸は實に偉大なる勢力を以て露國内に侵入いたして居るのでございます、先頃の「ブレスト、リトーウスク」の講和會では、遂に露國の屈辱的講和に終りまして、露國は獨逸其他三國の命ずる儘の條件に服したやうな次第でございます、而して其結果露國は實に西部に於て廣大なる地域を失ひましたのであります、其地域を失ひましたことは露國に取りまして、軍事上經濟上將又政治上實に由々しきことでございまして、將來殆ど獨立を保つことが如何であらうかと云ふ疑問を生ずるまで新しき形勢に變化いたしたのでございます、併ながら此事たる問題が單に露國に關することでございましたならば、左程此新しき形勢に對して非常に憂慮することには及びませぬけれども、之を我國の立場から考へて見まするると、此機會に於て獨逸が大なる勢を以て此危險なる勢力を以て東方即ち亞細亞に來ると云ふ處を懸念する次第でございます、本來露國に於ける此獨逸の勢力と云ふものは、其昔彼得大帝の時から露國自身が喚起したやうに我々は思ふのでございます、それ以來此露國の宮廷室内に於きまする所の隱然たる獨逸の勢力、即ち各種政治上の隱謀を初めとしまして、露國の商工業に對する獨逸の勢力なるものは多年同盟國であつた所の佛國よりも其根抵が深いやうに思ふのでございます、それは小さな問題でございますが、例へて見まするると露國内に於ける外國語のことでございます、上流社會の少數な者を除いた外は外國語と言へば、殆ど露西亞は獨逸語が外國語になつて居ると思ふのであります。

○議長(公爵德川家達君)　成るべく簡單に願ひます質問の趣意だけを御述べ下さるやうに……

○海江田準一郎君　承知いたしました、更に重大なる問題は此政治界及び軍事界に於ける所の勢力でございます、先頃敵として戰つて居つた時でさへも、露國と獨逸は色々なことを策應して重大事件を勃發いたして居つたのであります、斯の如く政治上にも軍事上にも商賣上にも鞏固なる勢力を獨逸は露國内に扶植して居るのでございます、今や形勢は實に意外なる變化を來しまして、露國は其領土を奪はれ、而かも「ペトログラード」の如き、又莫斯科の如き一國の中心點が何れも獨逸の自由なる手に歸しまして、殆ど生殺與奪の權利は獨逸に依つて占められて居るやうな姿であります、露國にしても、一旦獨逸の勢力の下に歸しましたとすると、其危險は實に彼の謂はゆる伯林「バグダッド」線として世界に知られて居る所の獨逸の東漸政策は、第一領土侵略をすることよりも、今亞細亞に及ぼす危險即ち領土侵略的大危險の大危險なる大陰謀を企つる事が出來るやうな形勢に立至つたのではないかと私は憂ふるのであります、而して今日露國が事實上獨逸の屬國同樣な運命になるに至りましては、其獨逸の勢力を我が極東に及ぼすことは、彼の伯林「バグダット」線の場合よりも、西比利亞と云ふ實に彼の國に取り有利なる道があるのであります、是には新しく「バグダッド」鐵道を敷くやうな手數を要せずして、極東に其勢力を及ぼすことが出來やしないかと、是亦憂ふるのでございます、西比利亞鐵道にして若も獨逸の經營の下に歸するやうになりましたならば、其獨逸の勢力の東漸の危險に冐されるものは、我が日本と支那ではないかと云ふことを憂ふるのでございます若し私の憂ふる此形勢が果して的中しましたならば日本の立國上の危險に際會したと言なければならぬと思ふのでございます、勿論此危險は目前に迫つて居ると云ふ譯ではない、併ながら日本は此儘に默つて觀て居たならば、朝鮮や滿洲の背後若くは日本海の對岸に於て、世界に於て一番恐ろしい敵を引受けたと言はなければならぬことだらうと思ふのでございます、果して然らば日本は今日に於て就中内外形勢の最も有利なる今日に於て、斷然たる、而かも最も適切なる處置を講ずべき時機ではないかと私は思ふのでございます、新聞などの電報に依りますれば英佛などは、最も盛んに日本の出兵論を唱へて居ります、日本が之に對して出兵すべきや否やは一の戰爭に對する義務の負擔を考慮に加へて決定することは勿論のことでございますが、更に重大なる問題は獨逸の勢力が極東に及ぼす爲に、日本の直接の危險と云ふことを、更に重大に考慮しなければならぬと本員は信ずるのであります、依つて此際之に處する日本は如何なる態度に出ずべきものであるか、それを決定して置く必要に迫られて來たのであります、併ながら今言ふ戰爭に對する日本の義務に對し又將來の日本に對する危險に應ずる爲に、出兵若くは其他の方法に付きまして、第一露國に於きまする所の獨逸の勢力、殊に西比利亞に於て獨逸が如何なる勢力を有つて居るか、其實際の狀況を我が國民一般に出來るだけ明かに理解さして置かなければならぬと信ずるのでございます、新聞などに於きましても、既に色々な危險の報道も傳へられて居るのでありますから、是非當局者は此際、殊に外務大臣は其手の中に持つて居られまする所の狀況並に其材料を我々國民一般に御知らせ下さる事が出來るならば此際御願ひしたいのでございます、併ながら事外交に關し若し祕密で出來得ないとすれば、それは致方ないのでございますが、先程から申上げました理由に於きまして、出來る範圍に於て國民一般に此際御知らせ下さることは、最も今日の時宜に適切ではないかと本員は思つて、皆さんの前に暫時此席を汚したやうな次第でございます。

〔國務大臣子爵本野一郎君演壇に登る〕

○國務大臣(子爵本野一郎君)　唯今海江田君より露西亞の狀況に付きまして色々御陳述の次第がございましたが、海江田君の仰せの通り、獨逸の勢力が漸々露國に深く加はりつゝあると云ふことは全くの事實でありまして、其點に關しましては、政府に於ても深く憂慮いたして居る次第でござります又之に對應する所の策に付きましても、愼重に考慮いたして居ります、尚又露國の實際の狀況に付ては外務當局に於て持つて居りまする所の材料は、成るたけ之を廣く天下に示して貰ひたいと云ふ御希望でございましたが此點に付きましては全然御同感であります、今日迄と雖も出來得る限り色々の手段を以て世に公けに致して居りまする、尚又特別の點に付て御承知に相成りたいと云ふことでございまするならば、其廉々を御示し頂いて、尙ほ御知らせ致すことが出來ることは十分に御知らせしたい考であります、此段御了承相成ることを希望いたします。

○議長(公爵德川家達君)　日程の第四より第八迄の豫算案全部を問題に供します、全部豫算委員長の報告に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長(公爵德川家達君)　過半數と認めます、休憩

午後零時十二分休憩

午後一時十八分開會

○議長(公爵德川家達君)　是より報告を致させます

〔岡書記官朗讀〕

本日本院に於て可決したる左の政府提出案は直に裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

大正七年度歲入歲出總豫算案

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

臨時軍事費豫算追加案(第一號)

大正七年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件(追第一號)

同日本院に於て修正議決したる左の政府提出案は

直に之を衆議院に回付せり

大正七年度各特別會計歳入歳出豫算案

○議長(公爵德川家達君) 是より午後の會議を開きます。

○男爵高木兼寛君 午前文部大臣は學校並に家庭と連絡上便宜ではない、ないが何か其便宜の内容に自然調和を圖るには曆法の中段に書いてあります所を取つて、古い所を忘れしめれば、自然と調和を得るだらうと云ふ御答辯のやうに了承いたしました、御質問申上げるときに申上げました通り、氣候は縱令書面上書いてある所を削りましても變はる所はないと思ひます、それ故に矢張り一月は一月であります人民は一月を樂みの一つと致して居りまするが、それが中段を一つ削られたからと云つて、無くなると云ふので、一月の氣候が違ふとは、どうしても思はれないのであります、同大臣に於かれましてに、外國に於けるが如き日を以て樂みの日とすると云ふやうな事に自然としてしまへば調和が出來るだらう、夫ら云ふ御考へでありませうか、それを……

○議長(公爵德川家達君) 高木男爵に申上げますが先に高木男爵の御質問は總豫算に付ての御質問と考へます、其日程に最早終りましたから、御止めを願ひたいと思ふのであります。

○男爵高木兼寛君 宜しうございます。

○議長(公爵德川家達君) 日程第九、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案、政府提出、第一讀會。

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

右勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正七年三月六日

內閣總理大臣 伯爵寺內正毅

文部大臣 岡田良平

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

別表市町村立小學校教員退隱料表中七十五圓以上百圓以下ノ欄ヲ左ノ如ク改ム

百三十圓以上	百十五圓以下百三十圓未滿	百五圓以上百十五圓未滿	九十五圓以上百五圓未滿	八十五圓以上九十五圓未滿	七十五圓以上八十五圓未滿
三九〇	三四五	三一五	二八五	二五五	二二五
四一〇	三六二	三三〇	二九八	二六六	二三三
四二〇	三七九	三四五	三一一	二七七	二四〇
四五〇	三九六	三六〇	三二四	二八八	二四八
四七〇	四一三	三七五	三三七	二九九	二五五
四九〇	四三〇	三九〇	三五〇	三一〇	二六三
五一三	四五〇	四〇八	三六六	三二四	二七四
五三六	四七〇	四二六	三八二	三三八	二八五
五五九	四九〇	四四四	三九八	三五二	二九七
五八二	五一〇	四六二	四一四	三六六	三〇八
六〇五	五三〇	四八〇	四三〇	三八〇	三一九
六三一	五五三	五〇一	四四九	三九七	三三四
六五七	五七六	五二二	四六八	四一四	三四九
六八三	五九九	五四三	四八七	四三一	三六四
七〇九	六二二	五六四	五〇六	四四八	三七九
七三五	六四五	五八五	五二五	四六五	三九四
七六四	六七一	六〇九	五四七	四八五	四一三
七九三	六九七	六三三	五六九	五〇五	四三二
八二二	七二三	六五七	五九一	五二五	四五〇
八五一	七四九	六八一	六一三	五四五	四六九
八八〇	七七五	七〇五	六三五	五六五	四八八
九一二	八〇四	七三二	六六〇	五八八	五一〇
九四四	八三三	七五九	六八五	六一一	五三三
九七六	八六二	七八六	七一〇	六三四	五五五
一、〇〇八	八九一	八一三	七三五	六五七	五七八
一、〇四〇	九二〇	八四〇	七六〇	六八〇	六〇〇

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君) 御承知の如くに市町村立小學校教員の退隱料及遺族扶助料は一般官吏の恩給と異なりまして、俸給に對する率を以て恩給の金額を定めませずして、俸給の金額に應じまして、それに相應する所の金額を規定してございますのであります、それ故に今回小學校教員の俸給令を改正いたしまする結果と致しまして、之に伴ひまする所の退隱料及遺族扶助料を改正いたします必要があるのでございます、即ち從來の退隱料及遺族扶助料に更に高い金額の俸給に對する所の退隱料、遺族扶助料を定める必要があるのであります、依つて本案を提出いたしました理由でありますから、何卒御審議の上御協贊あらむことを希望いたします。

○議長(公爵德川家達君) 別に御質問もないと認めますから、特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案特別委員

侯爵德川圀順君　子爵藤谷爲寛君
子爵榎本武憲君　柴田家門君
男爵安藤直雄君　男爵東鄉安君
伊澤多喜男君　上松泰造君
由雄元太郎君

○議長(公爵德川家達君) 日程第十、罹災救助基金法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

罹災救助基金法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月七日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

罹災救助基金法中改正法律案

罹災救助基金法中左ノ通改正ス

第三條 府縣ニ於テ貯蓄スヘキ罹災救助基金ノ最少額ハ五十萬圓トス

第四條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ前條ノ制限額ニ達シタル府縣ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 削除

第七條 第二條ノ支出額カ其ノ年度初ノ罹災救助基金現在高ノ百分ノ五ヲ超過シ且其ノ支出殘額カ第三條ノ制限額ニ不足スルトキハ國庫ハ其ノ超過支出額三分ノ一ノ補助金ヲ府縣ニ交付ス但シ補助金ノ額カ不足額ヨリ多キトキハ之ヲ其ノ不足額ニ止ム

第八條ニ左ノ三號ヲ加フ

七 學用品費

八 運搬用具費

九 人夫費

第十四條 就業費ハ價格僅少ナル資料又ハ器具ニ依賴シ業務ニ從事スル者ニシテ罹災ノ爲其ノ資料又ハ器具ヲ亡失シタルモノニ就業ノ爲必要缺クヘカラサル資料又ハ器具ヲ給與スルノ費用ニ充ツ

第十四條ノ二 學用品費ハ災害ニ罹リタル尋常小學校兒童ニ就學ノ爲必要缺クヘカラサル教科書又ハ文房具ヲ給與スルノ費用ニ充ツ

第十四條ノ三 運搬用具費ハ災害ノ際罹災者救助ノ爲必要ナル船車馬其ノ他ノ運搬用具借入ノ費用ニ充ツ

第十四條ノ四 人夫費ハ災害ノ際罹災者救助ノ爲必要ナル人夫傭入ノ費用ニ充ツ

第十四條ノ五 罹災救助ハ地方長官ニ於テ必要アリト認メタル場合ニ限リ金錢ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第十七條第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 國債證券地方債證券勸業債券日本興業銀行債券北海道拓殖銀行債券農工債券ノ應募、買入又ハ府縣其ノ他ノ公共團體ヘ利付ニテ貸出スコト但シ地方債證券及債券ノ應募額買入額並府縣其ノ他ノ公共團體ヘノ貸出額ハ合シテ罹災救助基金年度初ノ現在高ヨリ第三條ノ制限額ノ三分ノ二ヲ控除シタル金額ヲ超ユルコトヲ得ス

第十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項第一號ノ規定ニ依ル地方債證券ノ應募、買入又ハ府縣其ノ他ノ公共團體ヘノ貸出ニ付テハ內務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條ノ二ヲ削ル

第十八條 罹災救助基金ノ管理ニ關スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ罹災救助基金ヨリ支出スルコトヲ得

第二十一條 削除

附 則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ大正八年度ノ支出ニ對スル國庫補助ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 本案は第三十八議會に於きまして當院に提出いたしまして、當院に於きまして御審議、餘程進行を致して居りました、然るに不幸にして衆議院の解散に依りまして其儘と相成りました、昨年は特別議會の事でありますから、之を提

出いたしませなかつたが、今回再び之を提出いたしたる次第でございます、其理由は御承知あらせらるる如くに、罹災救助基金法なるものは明治三十二年に制限せられまして、大正八年六月に於きまして其施行の滿期と相成るのであります、今日の情勢に鑑みまして、尙ほ之を續いて施行いたし並に其內容の點に付きまして、例へば積立をなすべき所の金額の制限を五十萬圓に致しますとか、或は其運用の範圍を擴張いたしまして地方の經濟の發達に資するとか云ふ、其他二三の改正を加へまして、提出いたした次第でございますので、御審議の上御協贊あらむことを切望いたします。

○議長(公爵德川家達君)　特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

罹災救助基金法中改正法律案特別委員

子爵大給　近孝君　　男爵杉溪　言長君

男爵阪谷　芳郎君　　男爵內田　正敏君

男爵毛利　五郎君　　阪本　釤之助君

西久保　弘道君　　堀內　半三郎君

木本　源吉君

○議長(公爵德川家達君)　日程第十一、借地法案政府提出、第一讀會。

借地法案

右勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正七年三月八日

内閣總理大臣　伯爵寺內正毅

司法大臣　松室致

借地法

第一條　本法ニ於テ借地權ト稱スルハ建物ノ所有ヲ目的トスル地上權及賃借權ヲ謂フ

第二條　契約ヲ以テ借地權ヲ設定スルトキハ當事者ハ借地權ノ存續期間又ハ建物ノ種類及構造ヲ定ムルコトヲ要ス

民法第六百四條ノ規定ハ借地權ノ存續期間ニ之ヲ適用セス

第三條　契約ヲ以テ借地權ノ存續期間ヲ定メタルトキハ借地權ハ其ノ存續期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス

第四條　契約ヲ以テ建物ノ種類及構造ヲ定メタルトキハ借地權ハ建物ノ朽廢ニ至ル迄存續ス

第五條　契約ヲ以テ借地權ノ存續期間並建物ノ種類及構造ヲ定メタル場合ニ於テ其ノ存續期間カ建物ノ朽廢前ニ滿了スルトキハ借地權ハ契約ト同一ノ條件ヲ以テ建物ノ朽廢ニ至ル迄存續ス

第六條　前二條ノ規定ニ依リ借地權カ建物ノ朽廢ニ至ル迄存續スル場合ニ於テ借地權者カ契約ヲ以テ定メタル期間內又ハ契約ノ時ヨリ一年內ニ建物ノ築造ニ著手セサルトキハ土地所有者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得此ノ解除ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ生ス

前項ノ解除權ハ借地權者カ建物ノ築造ニ著手シタル後ハ之ヲ行フコトヲ得ス

第七條　契約ヲ以テ建物ノ種類及構造ヲ定メタル場合ニ於テ借地權者カ建物ノ設計ヲ定メ又ハ其ノ築造ニ著手スルトキハ土地所有者ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

借地權者カ前項ノ通知ヲ爲サヽルトキハ借地權ハ契約ヲ以テ定メタル建物カ朽廢スヘカリシ時ニ於テ消滅ス

第八條　借地權者カ借地權ノ存續期間ヲ定メタル契約ニ相當セサル堅固ノ建物ヲ築造スル場合ニ於テ土地所有者カ其ノ工事著手後遲滯ナク異議ヲ述ヘタルトキハ借地權ハ存續期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス

第九條　借地權者カ建物ノ種類及構造ヲ定メタル契約ニ相當セサル堅固ノ建物ヲ築造スル場合ニ於テ土地所有者カ第七條第一項ノ通知ヲ受ケタル後遲滯ナク異議ヲ述ヘタルトキハ借地權ハ契約ヲ以テ定メタル建物カ朽廢スヘカリシ時ニ於テ消滅ス

第十條　前二條ノ場合ニ於テ土地所有者カ異議ヲ述ヘサリシトキハ借地權ハ契約ト同一ノ條件ヲ以テ借地權者ノ築造シタル建物ノ朽廢ニ至ル迄存續ス但シ建物カ朽廢前ニ滅失シタルトキハ借地權ハ之ニ因リテ消滅ス

第十一條　第四條、第五條及前條ノ規定ニ依リ借地權カ建物ノ朽廢ニ至ル迄存續スル場合ニ於テ借地權者カ土地所有者ノ同意ヲ得スシテ其ノ建物ニ修繕若ハ變更ヲ加ヘ又ハ增築ヲ爲シタルトキハ借地權ハ原建物ノ朽廢スヘカリシ時ニ於テ消滅ス

第十二條　契約ヲ以テ存續期間ヲ定メタル借地權ノ讓渡ハ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ其ノ旨ヲ土地所有者ニ通知スルコトヲ要ス但シ前二條ノ規定ニ依リ讓渡人ノ權利カ確定シタル後ハ此ノ限ニ在ラス

讓渡人及讓受人カ前項ノ通知ヲ爲サヽルトキハ借地權ハ契約ヲ以テ定メタル存續期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス

第十三條　契約ヲ以テ定メタル借地權ノ存續期間滿了ノ後借地權者カ土地ノ使用ヲ繼續スル場合ニ於テ土地所有者カ遲滯ナク異議ヲ述ヘサリシトキハ前契約ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ借地權ヲ設定シタルモノト看做ス

第十四條　前十條ノ規定ハ一時土地ヲ利用スル目的ヲ以テ借地權ノ設定契約ヲ爲シタルコト明ナル場合及石造、土造、煉瓦造又ハ之ニ類スル堅固ノ建物ニ付テハ契約ヲ以テ五十年以上、其ノ他ノ建物ニ付テハ二十年以上ノ借地權存續期間ヲ定メタル場合ニハ之ヲ適用セス

第十五條　前九條ノ規定ハ借地權者カ更ニ賃借權ヲ設定シタル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ借地權者ヲ以テ土地所有者トス

第十六條　借地權者ノ賃借人カ建物ノ設計ヲ定メ又ハ其ノ築造ニ著手スルトキハ土地所有者ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

賃借人カ前項ノ通知ヲ爲サヽルトキハ其ノ借地權ハ賃貸人ノ借地權ノ存續期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス

第十七條　借地權者ノ賃借人カ借地權者ノ借地權ノ存續期間ヲ定メタル契約ニ相當セサル堅固ノ建物ヲ築造スル場合ニ於テ土地所有者カ前條第一項ノ通知ヲ受ケタル後遲滯ナク異議ヲ述ヘタルトキハ賃借人ノ借地權ハ賃貸人ノ借地權ノ存續期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス

第十八條　借地權者ノ賃借人カ建物ノ種類及構造ヲ定メタル賃貸人ノ借地權ノ設定契約ニ相當セサル堅固ノ建物ヲ築造スル場合ニ於テ土地所有者カ第十六條第一項ノ通知ヲ受ケタル後遲滯ナク異議ヲ述ヘタルトキハ賃借人ノ借地權ハ賃貸人ノ借地權ノ設定契約ヲ以テ定メタル建物カ朽廢スヘカリシ時ニ於テ消滅ス

第十九條　前二條ノ場合ニ於テ土地所有者カ異議ヲ述ヘサリシトキハ賃貸人ノ借地權消滅ノ時ニ於テ賃貸借ト同一ノ條件ヲ以テ賃借人ノ爲ニ其ノ築造シタル建物ノ朽廢ニ至ル迄借地權ヲ設定シタルモノト看做ス但シ第七條第二項、第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ賃借人ノ借地權カ賃貸人ノ借地權ノ存續期間內ニ消滅スヘキトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條但書及第十一條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依リ賃借人カ土地所有者ニ支拂フヘキ借賃カ賃貸人ノ支拂フヘキ地代又ハ借賃ヨリ少キトキハ土地所有者ハ賃借人ニ對シ其ノ地代又ハ借賃ニ相當スル借賃ヲ請求スル事ヲ得

第二十條　土地所有者ト其ノ借地權者トノ間ニ於テ第十四條ニ定ムル契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ借地權者ノ賃借人ノ借地權ノ存續期間ハ賃貸人ノ借地權ノ存續期間ヲ超ユルコトヲ得ス

前四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用セス

第二十一條　借地權者ト其ノ賃借人トノ間ニ於テ第十四條ニ定ムル契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ第十九條ノ規定ノ適用ヲ受クルトキト雖賃借人ノ借地權ノ存續期間ハ其ノ契約ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條　第三者カ賃借權ノ目的タル土地ノ上ニ存スル建物ヲ取得シタル場合ニ於テ賃貸人カ賃借權ノ讓渡又ハ轉貸ヲ承諾セサルトキハ賃貸人ニ對シ時價ヲ以テ建物ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第二十三條　前十九條ノ規定ニ反スル特約ハ之ヲ爲サヽルモノト看做ス

第二十四條　契約ヲ以テ定メタル地代又ハ借賃カ爾後土地ニ對スル租稅其ノ他ノ公課ノ增減若ハ土地ノ價額ノ昂低ニ因リ又ハ比鄰ノ土地ノ地代若ハ借賃ニ比較シテ不相當ナルニ至リタルトキハ當事者ハ將來ニ向テ地代又ハ借賃ノ增減ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但シ一定ノ期間地代又ハ借賃ノ增減ヲ爲サヽルヘキ特約ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ裁判ヲ以テ定メタル地代又ハ借賃ニ之ヲ準用ス

第二十五條　本法ニ依リ借地權カ建物ノ朽廢ニ至ル迄存續スル場合ニ於テ石造、土造、煉瓦造又

ハ之ニ類スル堅固ノ建物ニ付テハ借地權設定ノ時ヨリ百年、其ノ他ノ建物ニ付テハ五十年ヲ經過シタルトキハ建物カ朽廢ニ至ラサルモ借地權ハ之ニ因リテ消滅ス借地權カ建物ノ朽廢スヘカリシ時ニ於テ消滅スルモノト定メタル場合亦同シ

附則

第二十六條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條　本法施行ノ地區ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條　本法施行前ニ設定シタル地上權及賃借權ニシテ建物ノ所有ヲ目的トスルモノハ之ヲ本法ノ借地權ト看做ス

第二十九條　本法施行前ニ設定シタル借地權ニ付存續期間並建物ノ種類及構造ヲ定メサル場合ニ於テ本法施行前建物ノ築造ニ著手セサルトキハ裁判所ハ當事者ノ請求ニ因リ地上權ニ付テハ其ノ設定ノ時ヨリ二十年以上五十年以下、賃借權ニ付テハ五年以上二十年以下ノ範圍内ニ於テ借地權設定當時ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ存續期間ヲ定ム

借地權者又ハ其ノ賃借人カ建物ヲ築造スル場合ニ於テ土地所有者及其ノ借地權者カ其ノ工事著手後遲滯ナク前項ノ請求ヲ爲ササルトキハ土地所有者ト借地權者及其ノ借地權者ト賃借人トノ間ニ於テ建物ノ朽廢ニ至ル迄借地權ヲ設定シタルモノト看做ス

第三十條　前條第一項ノ規定ニ依リ裁判所ノ定メタル存續期間ハ本法ノ適用ニ付テハ契約ヲ以テ定メタル存續期間ト看做ス

第三十一條　本法施行前借地權者カ建物ヲ築造セスシテ其ノ權利ヲ讓渡シタルトキハ讓渡人又ハ讓受人ハ本法施行後遲滯ナク其ノ旨ヲ土地所有者ニ通知スルコトヲ要ス

讓渡人及讓受人前項ノ通知ヲ爲ササル場合ニ於テハ借地權ハ契約ヲ以テ定メタル存續期間ノ滿了ニ因リ、存續期間ノ定ナキトキハ第二十九條第二項ノ規定ニ拘ラス同條第一項ノ規定ニ依リ裁判ヲ以テ定メタル存續期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス

前二項ノ規定ハ借地權者カ本法施行前更ニ賃借權ヲ設定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十二條　本法施行前ニ築造ニ著手シ又ハ築造シタル建物アル借地權ニ付テハ裁判所ハ當事者ノ請求ニ因リ建物ノ種類及構造並借地權設定當時ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ存續期間ヲ定ム

前項ノ規定ハ契約ヲ以テ賃借權ノ存續期間ヲ二十年ト定メタル場合ニハ之ヲ適用セス

〔國務大臣松室致君演壇に登る〕

○國務大臣（松室致君）　本案提出の理由を申述べます、現今此借地權設定契約の有樣を見て見ますのに地主も借地人も其眞正の意志を言ひ表はさずに契約を致します所からして、借地人の權利又は義務に付きまして色々と紛爭を起すのであります、で其一例を擧げて申しますれば、人の土地を借用いたしまして、之に家屋を建築する、家屋を建築するのでありますから、土地を長く借りて、長く使用すると云ふ意志を有つて居るのであります、借地人の方は……又貸主の方でも之を知つて居りますから、矢張り長く貸すと云ふ意志はあるのであります、併ながら此地代の高低を便ならしむる爲に、地主の方からは其借地の年限を大變短くしまして、或は五年とか六年とか云ふやうな年限に致しまして、さうして契約をするのです、だから忽に此借地人と地主との間に紛爭を起しまして、色々と爭ひの起りますのは現在の有樣であるのでございます、之を救濟いたしませむが爲に短期の借地を許さない、それと又同時に貸主即ち地主の權利を保護いたしまする爲に、事情の變更に依つて地代の增加を裁判所に訴へて要求することが出來る、斯う云ふことに致しまして、地主と借地人との利害を調節いたしまして、さうして此兩者間の紛爭を緩和いたしまして、成るべく兩者間の關係を圓滿ならしむると云ふ趣意を以て此法案を作つたのであります、尙ほ詳細のことは委員會に於て申述べることに致します、何卒十分に御審議の上御協贊あらむことを希望いたします。

○男爵高木兼寬君　本案の特別委員は十五名にせられ御指定あらむことを希望いたします。

○男爵中川興長君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　高木男爵の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、特別委員の氏名を書記官をして朗讀を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

借地法案特別委員

侯爵細川護立君　伯爵柳澤保惠君

子爵毛利高範君　子爵前田利定君

平山成信君　岡野敬次郎君

男爵佐竹義準君　谷森眞男君

藤田四郎君　富井政章君

加太邦憲君　倉知鐵吉君

佐藤友右衞門君　鎌田勝太郎君

安田善三郎君

○議長（公爵德川家達君）　日程第十二、戰時船舶管理令承諾を求むる件、衆議院送付、會議、委員長報告。

戰時船舶管理令

右承諾すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月八日

右特別委員長　伯爵寺島誠一郎

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵寺島誠一郎君演壇に登る〕

○伯爵寺島誠一郎君　此特別委員會に關する報告を申上げます、此戰時船舶管理令は昨年九月緊急勅令として發布されたのであります、委員會に於きまして愼重審査を致しました、付ては其中政府より聽取りました左の諸點に付て分類して申上げたいと存じます、第一緊急勅令として發布せられました理由、第二管理令其ものの說明、第三實際的運用と其効果に關する質問並に答辯、第四法理的並に法律的關係の質問並に答辯、それ等の點に付きまして極く簡單に其大要を申上げます、第一緊急勅令として發布されました理由、此管理令の緊急勅令である理由の大要は、聯合與國と中歐同盟國との間に行はれて居りまする千古無比の大戰の經過に伴ひまして船舶の缺乏を來したのであります、船舶の缺乏は直ちに運賃傭船料の暴騰を致す源となりまして、貿易、生產に少からず苦痛を與へます、其當然の結果として船腹調節と云ふ問題が起つて參りました、此船腹調節問題は他の一面に於きまして聯合與國と共同籌畫と云ふ點よりも同時に起つて來たのであります、英佛伊米の諸國では業に已に此嚴重なる船舶管理令を行つて居たのであります、我が帝國に於きましては聊か他の交戰與國とは狀態を異にして居りまするが、併ながら敵國の無制限潛航艇の活動開始より延いて昨年夏頃に至りまして、最早通常行政上の手段のみでは船腹調節及それに伴ひまする諸問題を解決することは一層困難になつて來たのであります、一方聯合與國より船舶供給の交涉になりますし、又他方に於ては米國合衆國の鐵輸出の禁止となりました、加之運賃傭船料の暴騰更に數段の倍加を見まして、內外に輸送輸出する貨物の停滯が非常なことになつて來たのであります、茲に國家生存上、國民生活上に強制的に救濟するの必要を見るに至りました、何とか相當の處置を斷行せねばならぬことになつて參りました、即ち此戰時船舶管理令を緊急勅令として昨年九月發布せられたのでございます、第二管理令其ものの說明の大要、此管理令其ものは戰局の擴大に伴ひまして聯合與國との共同籌畫の便宜を進め、帝國の產業運輸の調節を計る、爲に船政を統制すると云ふことが極めて緊急なることを認められましたので、發布になつたのであります、憲法第八條第一項に依り公布になつたものだと云ふことでありました第一條は許可を得たる場合に……一例を申しますれば與國援助の場合、さう云ふ許可を得たる場合を除外いたしまして、船舶を外國に賣り又は貸し、讓渡し又は擔保に提供することを禁止するのであります遞信大臣は此條が管理令の骨子であると云はれたのであります、第二條は特別許可の場合の外は外國人の注文に應じて船舶を造ることを禁じたのでありま す、第三條、特別命令又は許可を得たる場合の外は專ら外國諸港間に於てのみ航行することを禁じたのであります、第四條、外國諸港の間に旅客なり、貨物なり運送いたしまするのは此管理令の目的を達するか爲、禁止又は制限することが出來るやうになつて居るのであります、第五條は第四條より一步進みまして、積極的に命令を出だし、旅客なり、貨物なりを外國諸港間に運送せしめると云ふことを強制的にすることが出來る條項になるのであります、第六條は運賃の制限をすることも亦此條に依つて出來ることになつたのであります、第七條は船舶、造船所若は造船工場其他のものは必要の場合に政府の用に供すると云ふ徵發令同樣の意味を有つたのでありま す、第八條は命令航路に資格を備へて居りまする船舶を從事せしめて置くことの出來ない場合と、從事

せしむることを不得策とする場合に關する規定を定めてあるのであります、(第九條、危險區域を航行する我が船舶の船員の保護に關する條項であります、第十條以下のものは罰則及施行細則等のことであります、附則に付きましては別に說明を要しないと存じます、第三、實際的運用及其効果に關する質問並に答辯、極く大要を申上げます、緊急勅令として共同籌畫の便宜を進め、產業運輸の調節を圖る云々と勅令にあるのは、是は一見相背馳することのやうに思はれるが如何、斯う云ふ御質問がございました、之に對しまして遞信大臣は御尤もである、成るほど或る場合には背馳するやうなこともある、即ち遞信大臣としては內外の需要の程度に應じて調節して、又便宜も提供するやうになければならぬと必得てするより外はないのである、斯う云ふ御答でありました、それから遞信大臣の許可は申請を調査した上のことであらうか、普通行政事務の如くするのであらうか、或は特別の手續を執つてやるのであるか、斯う云ふ御尋ねがあつたのであります、遞信大臣の御答には、外交上にも關係のこともあり、又營業上にも急速を要することが尠からぬのであるからして、迅速に調査することに致して居る、一例を言へば變則ではあるけれども、關東州の方と打合せて船籍をあちらに有つて居るものに對しては電報を以てそれ等は取計ふと云ふやうなこともやつて居ると云ふ御答でありました、それから定期船、自由船、社外船の運賃制限に關する質問がございました、之に對しては政府は勅令の力を以て命令的、強制的に制限することはまだやつて居らぬのである、而して出來得るだけは行政上當業者と打合せて、さうして、實際今日まで來て居るのであつて、第四條、第五條、第六條は實際に強制的にやつたことはないと云ふ御答でございました、又管理令と遠洋航路補助法との關係はどうであるかと云ふ御尋ねがありました、之に對しては當局者は管理令の方は補助法より範圍は廣いのである、且つ其負はせる義務も重いものである斯う云ふ大要御答でありました、其次に管理令と軍需工業動員法、唯今衆議院の方に出て居ります案と存じて居ります、是の區別はどう云ふものであるか之に對しては管理令と云ふものは此時局に應ずる爲の勅令であり(、動員法の方は永久法なんである、斯う云ふ御答でございました、次に出ましたのは船鐵交換問題、即ち亞米利加との關係になつて居りますが、此問題に付きましては遞信大臣の御請求に依りまして、速記を中止いたしまして詳細伺つた次第でございます、之を茲に御報告いたし兼ねますことは誠に遺憾と存ずる次第でございます、次に此勅令の內容、運用効果等に付て聽かれたのであります、詳しく申上げますれば、產業上の關係はどうである、建造中の船舶の模樣はどうである、運賃の調節、(「ブローカー」其他と荷主の關係、船舶の減耗と新造船の關係はどうなつて居るか、勅令發布後の狀況と將來の豫想はどんなものである、斯う云ふ御尋ねがございました、是は皆微細に亘つて速記錄に載つて居りますから、どうぞそれ等は速記錄に就いて御覽を希ひます、第四、法理的並に法律的關係の質問並に答辯、此管理令だけの事でなく、廣義に解する行政の統一と云ふ上から見て、遞信大臣は朝鮮總督、臺灣總督、關東都督に對して船政上監督權を有することになるのであるか、斯う云ふ御尋ねがあつたのであります、之に遞信大臣答へられて曰く、年來の宿題であるが、まだ是は解決したと云ふものではない、尙ほ懸案として殘るのである、但し管理令に關することのみは非常法なるが故に、之れに限つて監督權を有つて居ると云ふ御答でありました、それから其の次に出ましたのは借船と、俗に「チヤーター」と申します、此の二種に付いての區別に付いての質問がございました、貸船は賃貸船になつて居つて「チヤーター」と云ふことは傭船と云ふ方に分類されて居ると云ふ御答であつたのであります、尙ほ民法及刑法に關聯して司法問題にはなりはせぬかと思はるる重もな點に付て細かい質問がありましたが、是は中々長くなりますから速記錄を御覽を願ひたいと存じます、尤も問題の二つの要點だけは、後に自然承認決定のことを申上げまする際に附加へますから、其時に御聽取を請ひます、但し政府委員の是等に對する御答辯は區々になつて居つて、一定して居らなかつたやうに聽いて居ります、次に此勅令の有効期限と工業所有權法及戰時利得稅法の有効期限に付て違ひがあるが、それはどうであるかと云ふ質問がございまして、それ/\御答辯がございました、倂此管理令に付て決を採りました所が、滿場一致を以て承諾をすべきものと決したのであります、が其委員の一人で法律に精通せられて居る御方は斯う云ふことを言はれたのであります、次の二點に付て色々と質問をして政府より答辯を再三聽いたのであるが、尙ほ疑を存する、其點と申しますと、第一、確定判決に依り船舶引渡後強制執行をする場合に於て起る問題と、第二に本令施行前に成立して居りまする契約が許可されない場合に起る問題と、同じく本令施行前成立したる傭船契約が許可されない場合に起る問題なのでございます、此以上詳しく申上げますと長くなりまするから是で略しまするが、斯う云ふことであつたのでございます、是等のことを裁判所が如何に決定するかと云ふことの起つて來る前の、事實の問題である場合に、何等か政府に於て便宜の方法を執つて、權衡を得ない點を調停されるやうにしたが宜くはないかと云ふ御陳述であつたのでありまするが、此以外には何等意見も出ず、答辯なく前申上げます通り滿場一致を以て承認すべきものなりと決定した次第でございます、此段御報告申上げます。

○議長(公爵德川家達君) 本案の承諾を與ふべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半數と認めます。

○議長(公爵德川家達君) 日程第十三、爆發物取締罰則中改正法律案、衆議院提出、第一讀會。

爆發物取締罰則中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年三月七日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

爆發物取締罰則中改正法律案

爆發物取締罰則中左ノ通改正ス

第一條中「死刑」ヲ「死刑又ハ無期若クハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮」ニ改ム

第二條中「無期徒刑又ハ有期徒刑」ヲ「無期若クハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮」ニ改ム

第三條中「重懲役」ヲ「三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮」ニ改ム

第四條中「重懲役」ヲ「三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮」ニ改ム

第五條中「重懲役」ヲ「三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮」ニ改ム

第六條中「二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「六月以上五年以下ノ懲役ニ處ス」ニ改ム

第七條中「五圓以上五十圓以下ノ罰金」ヲ「百圓以下ノ罰金」ニ改ム

第八條中「本則ニ記載シタル重罪犯」ヲ「第一條乃至第五條ノ犯罪」ニ、「六月以上五年以下ノ重禁錮」ヲ「五年以下ノ懲役又ハ禁錮」ニ改ム

第九條中「本則ニ記載シタル重罪ノ犯人」ヲ「第一條乃至第五條ノ犯罪者」ニ、「正犯ノ刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス」ヲ「十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」ニ改ム

第十一條中「本刑ヲ免シ六月以上三年以下ノ監視ニ付ス」ヲ「其刑ヲ免除ス」ニ改ム

○議長(公爵德川家達君) 特別委員の氏名を御報告に及びます。

〔岡書記官朗讀〕

爆發物取締罰則中改正法律案特別委員

伯爵松平賴壽君　子爵舟橋遂賢君
子爵永井尙敏君　子爵藪篤麿君
男爵若王子文健君　男爵千秋季隆君
男爵岩倉道倶君　男爵二條正麿君
海江田準一郎君

○議長(公爵德川家達君) 日程第十四、鑛業法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會。

鑛業法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年三月七日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

鑛業法中改正法律案

鑛業法中左ノ通改正ス

第二條中「本法ニ於テ鑛物ト稱スルハ」ノ下ニ「白金鑛、」ヲ加フ

○議長(公爵德川家達君) 特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

鑛業法中改正法律案特別委員

公爵二條基弘君　伯爵川村鐵太郎君
子爵井上匡四郎君　子爵本多忠鋒君
荒川義太郎君　和田彥次郎君
男爵梨羽時起君　江原芳平君
瀧川辨三君

○議長(公爵德川家達君) 日程第十五、農會法中改

正法律案、衆議院提出、第一讀會。

農會法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年三月七日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

農會法中改正法律案

農會法中左ノ通改正ス

第一條ノ三　農會ノ經費ハ市町村農會ニ於テハ會員ノ負擔トシ其ノ他ノ農會ニ於テハ之ヲ組織スル農會ノ負擔トス

市町村農會ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ市町村農會長ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テハ市町村農會ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘシ

前項徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村、水利組合其ノ他之ニ準スヘキモノノ徵收金ニ次クモノトス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○議長（公爵德川家達君）　特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

農會法中改正法律案特別委員

子爵冷泉爲勇君　　子爵伊集院兼知君

子爵米津政賢君　　前田正名君

中島永元君　　湯地定基君

小野光景君　　細谷殿太郎君

本間金之助君

○議長（公爵德川家達君）　日程第十六、裁判檢察及警察の職務を行ひ又は之を補助する者の處罰に關する法律案、衆議院提出、第一讀會。

裁判檢察及警察の職務を行ひ又は之を補助する者の處罰に關する法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年三月九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

裁判檢察及警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者ノ處罰ニ關スル法律案

裁判檢察及警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其ノ職務ヲ行フニ當リ詐言ヲ用ヒ若ハ恐嚇ヲ加ヘタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

○議長（公爵德川家達君）　特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

裁判檢察及警察の職務を行ひ又は之を補助する者の處罰に關する法律案特別委員

伯爵松浦厚君　　山脇玄君

子爵伊東祐弘君　　子爵池田政時君

男爵新田忠純君　　森山茂君

磯部四郎君　　江木翼君

竹村與右衛門君

○議長（公爵德川家達君）　日程第十七、未成年者飲酒取締に關する法律案、衆議院提出、第一讀會の續、委員長報告。

未成年者飲酒取締に關する法律案

右否決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月八日

右特別委員長　伯爵清棲家教

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵清棲家教君演壇に登る〕

○伯爵清棲家教君　本案の委員會に於きまする經過並に結果を申上げます、本案は未成年者をして禁酒せしむると云ふ所の法案でございます、之に付きまして委員會に於きましては、政府委員に對して多少の質問を致しました、併ながら特に申上げる程の事柄もございませぬからして是等は速記錄に就いて御承知が願ひたいと存じます、要するに本案の趣旨は未成年者をして飲酒せしめないと云ふ精神の法案でございますが、本案の如くでございましては其趣旨を徹底する所の事柄は餘ほどむづかしいと考へられるのでございます、それ故に委員會に於きましては未成年者が飲酒すると云ふことは洵に宜しくないことである、衞生上又は風紀上に於ても最も忌むべきことである、併ながら本案の如くでは其宜しき所の趣旨が徹底することが出來ぬに依つて、政府に於きまして各省、それ〴〵關係する所の省に於て相當に御協議の上、成るべく近く政府案として御提出になるやうにしたいと云ふ所の意味を以ちまして、委員會は全會一致を以て否決した次第でございます、此段を申上げます。

○山脇玄君　委員長にちよつと伺ひます、唯今の委員長の御報告に依りますると、未成年者の飲酒を禁ずると云ふ趣旨は至極宜しい、けれども斯う云ふ取締方では十分行屆かないから、政府案として出して貰ひたい、斯う云ふ大體の御趣意であつたやうに思ひます、さうしまするさ云ふと、委員會の御考はどう云ふ取締法を用ひるか、其取締の方法は政府の方から愈々出すと云ふだけのことを、委員會で御確めになつたのでございますか、其邊をもう少し詳しく御話を願ひます。

○伯爵清棲家教君　御答いたします、委員會では即ち此法案であつては十分の取締は出來ないであらう故に政府に於て十分に御調査の上で、相當なる法案を御提出になるやうにしたいと云ふだけのことでございます。

○山脇玄君　今一應……、さうしまするど云ふと、政府の方で何か是れ以上の取締をすると云ふやうな確かな意見を委員會で御聽きになつたのでございますか。

○伯爵清棲家教君　御答いたします、政府委員としては相當なる法案を……斯う云ふ成案があると云ふことは辯明はございませぬ。

○山脇玄君　それでは政府當局者に伺ひますが、唯今委員長の御話に依りますと云ふと、政府當局に於ては別に是れ以上の取締法を考へて居らないと云ふことでございますが、政府の御見込は如何であるかちよつと伺つて置きます。

〔政府委員水野錬太郎君演壇に登る〕

○政府委員（水野錬太郎君）　御答を致します、政府に於きましては唯今問題になつて居りまする規定と致しましては、先づ相當に取締り得らるべきものと考へて居りますが、併し尙ほ政府案として之を提出するや否やと云ふことは、十分の考慮を要せる點もありまするから、さう云ふ御趣旨でありますれば、愼重に調査を致したい考を持つて居ります。

○山脇玄君　政府委員にもう一應願ひたいと思ひます、さうすると政府では次の議會までに、何を御調べの上、相當なるものを御提出になる御見込でありますするか、伺ひます。

〔政府委員水野錬太郎君演壇に登る〕

○政府委員（水野錬太郎君）　確かに次の議會までに提出すると云ふことを申上げることは出來ませぬが尙ほ十分に考慮を費すと云ふことだけを申上げて置きたいと思ひます。

○議長（公爵德川家達君）　本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　無し

○議長（公爵德川家達君）　起立者なしと認めます、本案は否決せられました、本日議長の指名いたしました特別委員に於て、成るべく速に正副委員長の選擧を行はれまして、選擧の結果を御申出を請ひます次會の議事日程は本院彙報を以て御通知に及びます今日は是にて散會。

午後二時五十九分散會

○大正七年三月十五日（金曜日）

午前十時七分開議

議事日程　第十三號

第一　兒玉利國君請暇の件

第二　大正六年度歲入歲出總豫算追加案（第一號）　會議（委員長報告）

第三　大正六年度各特別會計歲入歲出豫算追加案（特第一號）　會議（委員長報告）

第四　有價證劵割賦販賣業法案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第五　朝鮮の生産に係る物品の移入税免除に關する法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第六　貴族院令中改正案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第七　市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第八　重要物産同業組合法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會

第九　八幡區裁判所復設の請願　會議

第十　佐野區裁判所復設の請願　會議

第十一　龍ケ崎區裁判所復設の請願　會議

第十二　武生區裁判所復設の請願　會議

第十三　北海道空知郡中富良野村に登記所設置の請願　會議

第十四　福岡縣築上郡下城井村安武に登記所設置の請願　會議

第十五　水戸地方裁判所下妻支部權限復舊の請

願　會議

第十六　青森縣西津輕郡稻垣村に登記所設置の請願　會議

第十七　靜岡地方裁判所沼津支部復設の請願　會議

第十八　香川縣下漁船避難港築造の請願　會議

第十九　北海道空知郡岩見澤町に區裁判所設置の請願　會議

第二十　北海道上川郡名寄町に區裁判所設置の請願　會議

第二十一　旭川區裁判所士別出張所設置の請願　會議

第二十二　宮崎縣東臼杵郡東鄕村に登記所設置の請願　會議

第二十三　松阪區裁判所復設の請願　會議

第二十四　長野縣南佐久郡中込村に登記所設置の請願　會議

第二十五　北海道紋別郡上湧別村に登記所設置の請願　會議

第二十六　釧路地方裁判所網走支部設置の請願　會議

第二十七　島根縣那賀郡有福村に登記所設置の請願　會議

第二十八　岡山縣眞庭郡內登記所設置の請願　會議

第二十九　藥草栽培保護に關する請願　會議

第三十　北海道空知郡上富良野村に登記所設置の請願　會議

○議長(公爵德川家達君)　是より諸般の報告を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

去る十二日本院に於て承諾すへきものと議決したる左の政府提出案は即日之を奏上し又承諾すへきものと議決したる旨を衆議院に通知せり

戰時船舶管理令(承諾を求むる件)

同日本院に於て否決したる左の衆議院提出案は第二讀會を開かさることを議決したる旨を衆議院に通知せり

未成年者飮酒取締に關する法律案

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

日本勸業銀行法中改正法律案外二件特別委員會

委員長　子爵松平直平君

副委員長　山之內一次君

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

有價證券割賦販賣業法案

朝鮮の生産に係る物品の移入税免除に關する法律案

同日衆議院より左の法律案を提出せり

重要物産同業組合法中改正法律案

同日衆議院より本院の回付に係る左の政府提出案は本院の修正に同意し奏上せる旨の通牒を受領せり

大正七年度各特別會計歳入歳出豫算案

一昨十三日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案特別委員會

委員長　侯爵德川圀順君

副委員長　子爵藤谷爲寬君

地種變更免租年期に關する法律案特別委員會

委員長　伯爵島津忠麿君

副委員長　仁尾惟茂君

同日委員長より左の報告書を提出せり

市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案可決報告書

貴族院令中改正案可決報告書

大正六年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)

大正六年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)可決報告書

請願委員會特別報告第五號

昨十四日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

罹災救助基金法中改正法律案特別委員會

委員長　男爵阪谷芳郎君

副委員長　阪本釤之助君

借地法案特別委員會

委員長　侯爵細川護立君

副委員長　富井政章君

裁判檢察及警察の職務を行ひ又は之を補助する者の處罰に關する法律案特別委員會

委員長　伯爵松浦厚君

副委員長　山脇玄君

同日衆議院より左の法律案を提出せり

特許法中改正法律案

商標法中改正法律案

意匠法中改正法律案

實用新案法中改正法律案同日衆議院より本院の送付に係る左の政府提出案は本院の議決に同意し奏上せる旨の通牒を受領せり

徵兵令中改正法律案

○議長(公爵德川家達君)　是より本日の會議を開きます、日程第一、兒玉利國君請暇の件、病氣に付き八日間の請暇でございます、許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　日程第二、大正六年度歳入歳出總豫算追加案、第一號、第三、大正六年度各特別會計歳入歳出豫算追加案、特第一號、會議、委員長報告、御異議がなければ日程の第二、第三は束ねて報告を求めます、且つ問題に供することも二案束ねる積りでございます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため玆に載錄す以下之に倣ふ〕

一大正六年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)

一大正六年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

右衆議院より送付したる各案を審査し衆議院議決案の通可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月十三日

豫算委員長　淺田德則

貴族院議長公爵德川家達殿

〔淺田德則君演壇に登る〕

○淺田德則君　去る十二日に御付託になりました大正六年度歳入歳出總豫算追加第一號、大正六年度各特別會計歳入歳出豫算追加特第一號、此委員會の經過及結果を御報告申上げます、委員會は十三日一回開きまして、直ちに審議を了しましたのであります是は御承知の如く極く簡單なる案でありますから別に分科に移しませずして、總會に於て決了いたしました次第であります、此豫算の大體の趣旨は去る十二日に大藏大臣より、當議場に紹介を致されました際に述べられました通りの次第でありまして、主として物價の騰貴に依りまして、不足を生じましたものが多いのであります、其他勿論經費の不足を致しましたのは、事業の都合に依つて、不足を告げたのもありますが、何れも、本年度內に之を要するものであります、總豫算追加の第一號の歳入が千三百六十餘萬圓、歳出が千三百二十餘萬圓、歳出と致しましては經常費に於ては警察費の連帶支辦金の增加、市町村交付金の追加、陸軍糧秣費の追加、臨時費に於きましては府縣災害費の補助、航空設備費の追加、軍艦製造材料價格騰貴に依る追加、此歳出の財源と致しましては專賣局益金の增加、砲兵工廠益金の增加、物品拂下代金、米價調節の米を賣りたる收納金、利子收入の增加、國防費の獻納金、是等を以て總て充當されまして尚ほ幾何か殘餘を生ずる計算になつて居ります、又大正六年度各特別會計の豫算、歳入歳出豫算追加の特第一號を以て要求いたされましたものは、是は金額は此に省略を致します、印刷局製品注文高の增加に依ての追加、臨時國庫證券利子の追加、關東都督府臨時給與の追加、臺灣總督府鐵道事業の增加、物價騰貴の爲の增加、諸拂戻金、海軍採炭所の作業、東京帝國大學病院の追加、九州帝國大學校費の追加等であります、此財源は各々其所得の歳入を以ちまして、之に相當充當する事になつて居ります、此豫算は廣く各省の所管に亘りまするが要求の事由は極く簡明なものでありまして、審議中には格別込入つた質問等は出でませなんだのであります、唯々其中に一二注意を致すべき質問が出ましたに依つて、此際それを一二御紹介いたさうと思ひます、それは陸軍省の所管の中に於きまして、陸軍委任經理に屬する兵卒に給與いたしまする副食物でありまするが、是は物價騰貴の爲に多少之を其內容に於て減ぜらるる結果と致しまして、兵卒の體量を減ぜむとすることを憂慮いたされまして、或る委員の一人より質問が出ましたのであります、之に對しましては政府當局者よりも、詳細に目下給與いたして居りまする實況を述べられまして、若し此後尚ほ騰貴をすると云ふことであるならば、適當の方法を執る事は勿論であるし、又唯今給與しつつあります所の副食物に於きましても、多少以前に比しますれば劣つて居る所あるかは知れないが、其養分に於ては之を完全に維持する事に努めて居る、斯樣な答であリました、其他に是も甚だ金額は少いのであり

ますが、内務省所管の經費の中の山形縣に於ける米澤市火災復舊費借入金に對する政府の利子の補助と云ふ件があります、之に付きまして或る委員より質問を致、れました、是は從前は斯の如き例は餘り多くない趣でありまして、それ故特に質問を致された事と考へます、山形縣の經濟狀態が斯く國庫より利子の補助を必要とする程度にあるや否や、と申するのが質問の要點であります。又政府が若し將來市町村の罹災の場合にも、斯の如き事があつたならば、同一の取扱をするや否やと云ふ事が第二の問であります、政府の當局者の答ふる所に依りますると、從來の標準には斯の如きものはないのであるが、此罹災の爲には山形縣に於きまして多大の損害を被つて居る、即ち縣の營造物の如きも之が爲に損害を被つた趣であります、隨つて此米澤市の窮狀を救ひまする爲に對しての利子補給と云ふことは、是は縣に致しまして、縣は更に市に對して之を補給すると云ふことになつて居るさうであります、而して又將來之に類似する所の災害がありますれば、其事實に依りまして相當に補給すべきものであれば、補給をすることを決しなければならぬと云ふことである、斯樣な大體答辯でありました、此他にも二三の質問は出ました、それは恰も此豫算に現はれました如くに物價の騰貴と云ふことは、今日は餘程豫算にも關係を致すことであるから、物價調節と云ふことを至急に政府は講ぜられると云ふ所見は如何と云ふやうな質問でありました、其他の質問は茲に省略いたします、大體唯今申上げた如き質問應答に依りまして、此豫算は全部衆議院送付通りに協贊を與ふると云ふことに決定いたしました、此段報告いたします。

〔男爵尾崎三良君演壇に登る〕

○男爵尾崎三良君　今日は少々財政上のことに付て當局大臣に質問を致したいのであります、實は此前の豫算の時に質問すべき筈でもありましたらうが、少々時期が遲れましたけれども、今日も豫算案の議事でありまするから此際質問いたしまして置きたいと思ひます、私の質問いたしたいことは、近頃やかましい物價調節と云ふ事に付てでございます、實は此事は先達て、豫算の節に段々諸君から色々な質問が出ました中に於て、必す此物價調節と云ふことに付ての質問もあれば、其節の國務大臣の答辯を得ればそれで分ると實は控へて居つた所が、其質問はどうも其私の望む質問は餘り出ませなかつた、或は雅樂の問題であるとか曆の問題であるとか云ふやうなものは出ましたが、是は物價調節とか云ふことには一向緣の遠い事柄で成程其節山脇君でございましたか少し出ましたけれども、一向十分な御答辯を得なかつたやうに思ひます、そこで已むを得ず今日遲蒔ながら質問を致したい、今日此物價調節と云ふ議論が朝野共にやかましくなつて來まして、現に今日は衆議院に於ては、其事に付て每日議論があるやうなことであります、此論の起りと云ふものは、もう諸君は申すまでもない、諸物が……殊に日用品が非常に暴騰したと云ふことから起つたので、早く申せば其必要品の値を下げる工夫をせねばいかぬと云ふ議論なのである、それを物價調節とか云ふひねくつた文字を用ひたものでありますが、詰り率直に言へば斯う値が高くては人民が困る、人民のみならず一體困ると云ふので、之を原狀に復させる趣向をせなければならぬと云ふ論であります、然るに本員等の考では斯の如く今日物價の騰貴すると云ふことは深き原因がある、其原因を取調べて之を根治することをせねば到底色々な小細工をしても駄目であらうと考へる、其根本を正さずして或は米商仲買人を酷い目に遭はするとか、取締るとか云ふやうなことをしても格別効はない、此米屋を苛めると云ふことは昔から物價の騰貴する時分にはある事で、まあ舊幕の時代でも隨分やつた事である、是は其の第一人民が直接に感ずるのは米價の騰貴でありますが、其節には必ず其騰貴する其中には米商人が這入つて居る是は何も其自分が利益を占めやうと云ふことも、それは籠つて居るに違ひないけれども、世の趨勢が上つて來たのであるから、自然さうなつて來る、そこで人民などはあの米屋がどうも高く賣るからと云ふので之を憎んで、まあ舊幕時代などには米屋打壞はしと云ふことも始まつた、それ故に政權を以て之を取抑へると云ふやうなことは一體言ふと無理なことである、去りながらさう云ふことは其輿論に問うて……輿論と云ふて宜いかどうか知らぬが、人民が憎んで居る者を政府が之を取抑へて吳れると云ふと大に贊成すると云ふやうな譯で、兎角政權者は斯う云ふ誤謬に陷り易い、まあ其衆民の怨府となつて時々酷い目にも遭ひまするが、それはさう云ふことは世の中には隨分あることで、昔貿易の始まつたとき生絲が段々上つて來た、私共京都に居りましたが、文久の初めに生絲商人が是は生絲を買占めたから、こんなに生絲が上がるのだと云ふことで、其時分警察官も何にもない時分に大勢寄つてたかつて其家を打壞はして、其上、家にあつた生絲を皆堀川へ投棄てたことを私は現に目擊して居ります、それをしたからと云ふて、別に生絲が下がる譯でも何でもない、斯う云ふことと云ふものは隨分其民間にはあることである、併ながら政治をする人が其病的感染に感じて、政權を以て之を取抑へると云ふことは甚だ宜しくないのみならず、格別利益がなくして却つて弊害があると思ふ、先日も米が一石二十五圓になつたからと云ふて、大急ぎで仲買人を警告して、まあ無理遣りに其買占を止めさしたとか、何とか云ふことがありまするが、其事は成程其時は一時人が驚いた爲に幾らか少しは下がつたでありませうけれども、其後は直ぐに二十六圓以上になつた、斯う云ふ譯で一向さう云ふことは何にも効はない、無いのみならず畢竟一時通常の價を攪亂するに止まる、そこでどうしても此物價騰貴の原因を調べて、其原因を改めなくては到底駄目だらうと思ふ、其原因は種々ありまするが併ながら其一大原因は即ち通貨の膨脹であるそれは成ほど戰爭の爲に輸入品が杜絕した、或は減少した、其爲に其品物が少いので値が上がる、又或は輸出する品物が外國へ行けば大分値が好く賣れる日本でさう廉く賣る物がない、是等も貿易上から値が上がつて來る、然るに此貿易に關係のない米穀或は薪炭類、野菜類などと云ふものは一向まあ…米などは少し位の輸出はあつたかも知りませぬが、大して響く程の事はない、又薪炭類、野菜類は殆ど輸出と云ふことはない、日本で出來た物を日本で使用して居る、是が又同じく暴騰すると云ふのは全く此通貨の膨脹した結果に違ひない、何でも物は澤山數が殖えれば自然其價が下がると云ふことは、是はもう動すべからざる原理である、まあ私共が始めて勅任官になつた時分は勅任官の數は漸く七十人程であつたが、現在は千人以上にもなつたと云ふことであります、從つて此勅任官は、現在私もまだ勅任官の末席に居ますが、自然其世間から見て値打が下がつたと云ふやうな譯で、どうしても物が殖えれば下がると云ふことは、是はもう天下の通理で爭ふべからざることである、然るに此通貨と云ふものが戰前にあつては三億六千萬圓か四千萬位の所でありましたが偶々四千萬圓の上に出ると世間では大騷ぎをして、通貨の膨脹を收縮しなければならぬと云ふたものである、が近頃は如何でありませうか、今日は其倍位になつて居る、戰爭の始まつた其當分は左のみはなかつたやうでありますが、十分覺えませぬが、此通貨の膨脹が甚しくなつたのは昨年である、昨年の冬などは七億八億にもなつて居る、其上に政府は小紙幣を何でも四千萬圓ほど此中に放つた……出したんです、どうしても此通貨と云ふものが下落せざるを得ない物價騰貴物價騰貴と云ひますけれども物價が騰貴したのではない、通貨……貨幣が下落したので此兌換券制度の妙用と云ふものは、通貨を……其兌換券を必要より餘計出せば必ず取付けが始まる、出せば取付けられるから出さない、必要以上は……そこで此兌換券の妙用と云ふものは全く無闇に出すと直ちに取付けられるから、もうさう出せない、所が妙用を人爲を以て之を抑へてしまつた、と申すものは金貨の輸出、銀貨はどうか知りませぬが、輸出を禁じた、諸君は度々新聞紙上で御覽でありませうが支那人が金貨を持出さうとして引捕まへられたと云ふことが度々ある、あれなどは上海へ持つて行くと餘ほど値が好く賣れる、何でも聞く所では橫濱に之を企てる者があつて、其處へ金貨を持つて行けば百圓に付て五圓の「プレミヤム」を吳れる、五圓の「プレミヤム」を拂つても尙且つ其上に警察が差押へると云ふ危險を侵してでも輸出しやうと云ふのは、餘程上海では利益があるに違ひない、詰り我が日本にあつては貨幣と云ふものは其眞價の働きをなさない百圓が百圓の働きをなさない、今日……是が其自由に外に出て、其眞價の働きをなす所に出れば必ず段々取付けが始まつて、宜い加減に通貨の數と云ふものは自然の作用に依つて決まる、所が之が眞の作用が出來ないやうに、是は人爲を以て取締る、そこで此金貨も諸共に紙幣と同じ値になつて、此下落した紙幣と同じ價になつて仕舞つた、と云ふものは取換へて見た所で以て仕方がない、もう矢張り此値段より出ないから取換に行かない、取換に行かないから是が自由に輸出が出來る、出來るものならばどんどん取換へて儲けるが、儲からなくなつて丁度良くなる、斯の如く其政權を以て眞價を抑へて、百圓あるものも六七十圓のものに押へて仕舞つて居る、今日

の所では……故に此の今日定まつた收入を以て活計を立てて居る者は非常な苦痛で、細民に困ると云ふが細民に無論困るでせうが、細民どころではない、我々二三千圓を以つて今日活計を立てゝ居るものは非常に困る、凡そ今日政府大小の官吏三千圓、四千圓、五千圓と云ふと名は同じことですけれども、其の實は千圓の所に六七百圓貰つたやうな勘定になるそれだけより働きをなさない、それ故にまあ近時成金と云うて非常に金儲けをした者がありますが、それはまあ例外であつて、六千萬の中一萬人有るか無いかであらう、其の餘の者は皆困つて居る、詰り此の政府の役人にしたところが、名は五千圓とか六千圓とか貰つて居つても、其實三千圓か四千圓に減らされたと同じ値打である、斯の如き狀態でありますから、今日高位高官の中にも賄賂沙汰が頻に行はれる、それは色々の誘惑もありませうけれども、此貰ふものが減じて活計の困難と云ふことが一の原因になつて居るに違ひない、で此一國の國務大臣と云ふ人が是等を唯傍觀坐視して居ることは出來まい、是非何とか按排して相當の所まで調節しなければならぬ責任があると思ひます、それ故に近頃は頻に其調節方法に御苦心あると云ふ事です、然れども其的が違つて居ると、幾ら御苦心なすつても其甲斐はなからうと思ひます、近頃衆議院でも頻に委員が出來て議論があるやうですが、どう云ふ具合になされるかどうも一向伺はれない、そこで當局の大臣に御尋ねしたいのは先達て頃、此米價調節の一手段として關稅改革を致して、米穀の輸入稅を行政權を以て之を或は減じ、或は全廢することを得ると云ふやうに改正して、是で以て米價の調節を圖ると云ふ噂がありました、それを私ども竊に聞いて、固より是で全體の米價調節と云ふ事は行きませぬけれども、責めては人民の今日の生活に最も適切なる米價が幾らか是で減ずれば、まあ時に取つての一つの救濟策と考へて居りました、所が其後其議論はどうなりましたか一向分りませぬが、今に實現が出來ないのでありますが、此の邊はもう御止めになつたのでありませうか、又は時機を見計つて實行を爲さるのでありませうか、是は法律の改正に依ることでありまして、幸ひ議會の開けて居る時でありますから、御持出しになつたならば異議はあるまいと思ひます、是はどうなつたのでありますか、此點を一つ伺ひたい、是は唯米價の一品だけのことでありますから、是だけでは迚も今日物價調節と云ふことには參りませぬが此有樣で行きましたならば總ての物價がまだ上るかも知れぬと思ふ我國は今度の大戰爭の仲間入りをして矢張り戰鬪國ではありますけれども、海軍が大分活動して居りますが、其外にあつては是ぞと云ふ戰鬪が實際ないのであります、然るに斯の如く物價が暴騰して人民が困ると云ふ事でありますれば此後近頃、段々噂がある萬一大陸へ出兵でもしなければならぬと云ふ場合になつたならば如何に成り行くやら此邊を思へば誠に心細い話であります、今日まだ陸兵の出兵もない中に人民が斯の如く生活難を訴へて居るのに、若し此後さう云ふ場合に至つたならばもう一層生活難の悲慘を釀して、遂にはどんなことになるや甚だ寒心に堪へぬ、誠に不祥なる例へでありますけれども、露國が通貨を頻に膨脹して、それが爲に通貨が下落して、即ち物價が騰貴して、靴一足が百留、百五十留、米一斗が三十圓、日本では一石二十五圓に付て驚いて居りますが、露西亞は一斗が三十圓、一石か三百圓であります、試に日本の米が三百圓にならずとも、一石百圓になつたらどうでございませう、迚も餓死するより外途はなからうと思ひます、斯の如く此通貨が際限なく膨脹する所の災害は恐るべきことでありますから、何とか是は今の中に豫防を爲さねば飛んだ悲慘の境遇に陷りはしますまいか、それは成るほど露西亞は不換紙幣だからさうなつたと云ふ御說もありませう、所が日本の兌換の妙味は紙幣が下落すれば正貨が外國に出て行くそこで調節が出來る、所か出て行くのを止めて仕舞つたら此金貨と云ふものも紙幣と同じ事になつて仕舞つて、之を際限なくやつて居たら、どこまで行くか分らないと思ふ、米が百圓になる事がないとは限らぬ、さうしたら皆餓死して仕舞ふ大陸に兵を出すとしても餓えてひよろ／＼した者を出す譯に行かぬ、行つたつて戰ふ譯に行かない、それでまあ本員の考では此通貨を自然の數に復せしめると云ふことが此物價調節の第一の策であらうと思ひます、此の邊に付ては如何の思召であるか伺ひたい、其の一策として此金貨の輸出を禁ずることを止めにすることが一つの手段であらうと思ふ、今日兌換券增發に付て儲けたものは誰かと云へば日本銀行、戰前までは三億五千萬圓、四億圓で濟んだものが七億とか八億と云ふ倍からのもの、其金を彼方此方に廻して利息を取つて居れば儲かるに違ひない、此國家の急に據ろなく人民がそれが爲に難儀すると云ふ事であればまだ忍ぶべきでありますが、一會社の利益の爲に多數の人民が困難すると云ふ事は、どうしても國務大臣として見て居る譯に行くまいと思ふ、それで實は日本銀行が段々去年以來兌換券が殖えたから、どれくらゐ利益を得たかと云ふ事を段々調べて見ましたが、なか／＼巧に拵へてある、報告書が……それは巧に利益が隱してある即ち皆さん日本銀行の株を御持ちの方もありませう、半期の決算報告を見ると其利益の點は矢張り一割二分で繰越も何百万圓とかで餘り殖えて居らぬやうでありますが、段々調べて見ますと地金銀代償却と云ふものがある、日本銀行が地金銀を買つた其代金の償却に充てたものが去年は四百何十萬、今年は五百何十萬去年と今年の半期の間に百萬圓殖えて居る、是は損金として出て居るけれども是は損ではない、預蓄して殘してあり、地金銀を買つてそれが又紙幣となつて活動して居る、何時かは株主の大利益になる、丁度想ひ起しますと明治十年の西南戰爭の時分、政府が紙幣五千萬圓一時に增發した、其結果として紙幣と銀貨の差が一時に百八十まで參りました、百六十ぐらゐで暫く持堪へて居りましたが、それが丁度明治十四五年頃でありますが、其頃明治十五年でしたか十六年でしたか、今の松方侯爵が大藏卿の時分で、どうしても通貨を縮めなければならぬ、其頃米の價が十四五圓しました、まあ今日二十五六圓……十四五圓なら安過ぎると言つて又大隈伯內閣の頃の如く買占と云ふ事が起るか知れませぬが、其時分十四五圓の米價で人民が困る困ると云ふことで、其時分にも仲買人の買占めと云ふ說もありましたが、どうしても通貨が多過ぎるから收縮しなければならぬと云ふことで、其時分大藏卿の先見の明で非常な英斷で段々收縮されて、僅か三年經たぬ中に其五千萬圓と云ふものが全く收縮された、さうすると米も十圓內外に下つて、何も彼も元の通りになつた斯う云ふ譯で、是はどこにも例のあることであります、そこで又英國あたりの話を聞きますると御承知の通り英國は今日戰鬪の半に在つて一番に餘計に國費を費やして一日六百五十萬磅、即ち日本の金にして六千五百萬圓を日々費やして居る、大變なものであります、然るに初めは隨分種々な點に人民も困りましたが、今日では大分其邊の調節が就いて、諸物價も凡そ二割、二割五分ぐらゐな費で濟んで居ると云ふことであります、其上人民の日常必要なものに至つては、却つて下落したものもある、御承知の通り英國の人民は牛肉を喰べます、牛肉と馬鈴薯が殆ど缺くべからざる食物である、そこで彼の食糧大臣とも云ふべき專門の大臣が居つて此二品に最も心を注いで、今日では牛肉は一週間に一人前二斤半と決めて、それ以上はやらぬと云ふことになつてあるさうでありますが、其二斤半の價は何でも六十何錢ぐらゐで得られる、日本の金に直せば……日本ではどうでせう、今日の牛肉の値段は非常なものです、一斤六十錢では買はれぬ位、ちつと宜い「ロース」とか「ヒレー」とか云ふと八十錢から九十錢と云ふ有樣、馬鈴薯なども今日では殆ど戰前と同じ位になつて居る、此二品が英國の人民に廉く供給せられればひどう苦情は言はない、斯の如く戰爭の中心となつて海外に兵を澤山に出して、其上外國の國費まで手傳つて居つて、一日六千五百萬圓から七千萬圓の金を使つて居りながら、是だけのことをして居ると云ふのは實にまあ其やり方が上手であらうと考へる、そこでどうでせう、どうか我國は未だそんなに國費を費やしませぬが、是から追々國費の要するものと云ふことを覺悟なされたであらうか、此邊の御意見は如何であらうか、通貨は何も膨脹して居らぬと云ふ御意見であらうか、或は又それは膨脹して居るから。どうかせぬならぬと云ふ御意見であらうか、どうかせぬならぬならばどうなさるのであらうか、此節衆議院に於て日々衆議院の委員などの會議もある按排でございますが、其邊はどこらに此調節の事に付ては深く考へて居るか……取調べて居ると云ふ先達ても御話でございましたが、何とかそこは一つ御洩しを願ひたいもので、私の願ふ所は米價を此上まあ一部分の窮策として關稅を改正すると云ふことはもうなさらぬのでありますか、或は爲さるのであるか、又一體の物價の調節として通貨を收縮しなければならぬ、ならぬなればどうして爲さる御積りであるか、其邊のことを伺ひたいのである、どうか成るべく腹藏なく、皆の了解するやうに御演說あらむことを希望いたします。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 唯今尾崎男爵より致しま

して物價調節に關して、極めて精細なる御尋がございました、而して物價調節に關係いたしましては、御承知であらせられる如くに政府の各所管に亘つて居りまする、併ながら唯今尾崎男爵の御尋はいろいろ御說がございましたやうでありまするが、主として此通貨の關係よりして御尋があつたやうでありまするからして、私より大體此物價の關係に付ての御答を致して置きたいと思ふのであります、尙ほ私の御答を致す以外のことを其他農商務大臣等の御答になる部面がありますれば、是は後段に於きまして、當局大臣から御答があることであらうと私は信ずるのであります、今日物價の騰貴と云ふことに付て憂慮いたして居りますることは、政府と雖も決して尾崎男爵に讓らぬ譯でありまするので、常に此事に付きましては何とか物價の平準を保たしめたいと云ふことで、種々の調査も致し又苦心も致して居るのであります、而して是等の關係を考へまする際に、尾崎男爵の申された如く何故に物價が騰貴して居ると云ふ、此原因に付て調査を致さなければならぬのでありまして、甚だ是は廣汎なる研究調査でありまして、之を極めて精細に申上げると云ふやうなことは今日此場合には出來ませぬ、併ながら政府に於て大體何故に物價が騰貴して居るかと云ふことに付て、是まで調査を致して見ました其結果に依りますると或る他の場合に於て私より申上げたこともある筈でございまするが、重もなる原因なるものが四五あるだらうと思ふのでありまする、即ち今日の物價騰貴の狀況は、平時に於ける物價騰貴の狀況とは多少其趣を異に致して居ると云ふ點があるであります、斯樣な騰貴を以ちまして各種の品物に付きまして、一一物價騰貴の原因を研究いたして見まして、是等の研究の結果として大體歸納を致して見ますると云ふと、一つは即ち貨物の騰貴であります、即ち買惜とか或は買占とか云ふ事柄がある貨物に付きましては物價騰貴の原因をなして居ると云ふか一つの點でございます、それから鐵道或は船舶の運賃、船舶は御承知の如く運賃が騰貴いたして居ります、鐵道の方面は運賃の騰貴と云ふ事柄はありませぬが、要しまするに貨物が非常に多くして、鐵道が之を運び切れぬと云ふ關係から致しまして、從つて此貨物の價格の上に影響を及ぼして來ると云ふこと、是が第二の顯著なる事柄でありまする、第三には物が不足いたして居ると云ふ事柄があるのであります、即ち外國より從來參つて居りました所の品物か、今日は來ない、此時局の爲に輸入が少くなつた、或は無くなつた、又今日の時局の爲に內地にありまする所の品物が外國へ出る、さう云ふやうな關係からして、此物價に影響を及ぼして居ると云ふやうな事柄も、亦此續繹此の上から出て來るのであります、見樣に依りますと云ふと、或は生產費の增加と云ふ事柄もありますが、是は又見る方面が違ふ一つの原因になつて來るのであります、さう致しまして通貨の膨脹と云ふことでありますが、是も先刻尾崎男爵の御答になりました如くに確かに物價騰貴の一つの原因であると云ふことは疑を容れぬ所であらうと思ふのであります、併ながら今日の通貨の膨脹と云ふことに付きましては、是は私共の見解と致しましては平時に於ける通貨の膨脹が物價に及ぼす影響と、此戰時に於ける通貨の膨脹が物價に影響を及ぼす其結果とは大に違つた所があると云ふ考を有つて居るのであります、先づ今日通貨膨脹と云ふことに付きまして大體の觀察を致して見ますれば、通貨と申しますものは私より申上げまするまでもなく必ず一定の分量であらねばならぬと云ふことはないのでありまして、即ち其國の人口なり其國の產業の發達なり、其國の富の增進なり、斯樣な關係から致しまして、其通貨の分量と云ふものは變つて參りますので、或る意味から申しますれば、國が文明になり、其國の生活の程度が高まると云ふことになりましたならば、どうしても是は餘計な通貨を要することは必然の勢になつて來るのでありまする、而して我國の現狀に見ますると、幸にして我國の地位上生產貿易其他の良好なるが爲に產業は發展し、富も戰前に比しますれば、非常な額を以て增して居ると云ふことは達觀上考へ得ることであります、尙ほ是等の事柄に付きまして稍々具體的に申して見ますれば、日本銀行の兌換券は今日相當に餘計出て居ります、餘計出て居りまするが、此出て居る原因を考へて見まするど、能く是等の事柄の一斑が分ることであらうと思ふのであります、即ち日本銀行が正金銀行に對しまして、御承知の外國貿易の上に於ける爲替の援助を致して居りまするものがあります、是は戰前に於きましては三千萬圓、其內外のものが先づ通例になつて居るのであります、併ながら此戰時に於きまして外國貿易の發展の爲に正金銀行に日本銀行が融通を致して、商業貿易の疏通を圖る爲のものが一億乃至一億五六千萬圓もあると云ふことであります、先づ此一例を申上げましても兌換券の膨脹を致して居ると云ふ事は詰り我國の產業並に此貿易の發展と云ふ事が寧ろ原因して、斯樣なることからして、此兌換券の膨脹をして居る、又一面にもう少し抽象的の言葉で申しますれば、我國の國富が增進しつゝあるが故に、之に相當に伴つて兌換券が出て居ると云ふことも言ひ得るのであります、若し假に之を極めて消極の政策を執りまして、人爲的に通貨の回收を圖り、或は兌換券の回收を圖ると云ふことになりましたならば、如何なる結果が來るかと申せば、即ち今日此時局に於て我國が最も必要とする所の產業の發達或は外國貿易の增進と云ふやうな事柄は是は出來ないことになるのであります、それ故に此通貨に付きましては餘程此點に考を致さなければならぬのでありまして、一面に於ては餘りに此通貨が澤山出て、物價にえらい影響を及ぼすと云ふやうなことに付きましては餘程考をせねばならぬ、併ながら又此通貨を人爲的に收縮して、產業の上に打擊を與へ、貿易を消沈せしむると云ふ、斯樣な結果がありますれば、是亦國家として甚だ憂ふべきことでありますから、此兩者の點に付て餘程注意をして行かなければならぬのであります、而して今日我國の狀況と致しましては、產業貿易の關係が甚だ良好であります故に、動もすれば此通貨の膨脹と云ふものを誘致する原因が多いのであります、付きまして政府に於きましても是等の點に色々考を致して居りまして、即ち政府が昨年に於きましても約五億內外の公債を募集いたしたと云ふやうなことがありまするが、是等の事柄、矢張り通貨の收縮を圖つて居る譯であります、又本年度の計畫と致しましても四億內外の公債の計畫があります、斯樣なる事柄も矢張り通貨の收縮を圖る手段方法でありますのみならず、現今の事情に於きましても是は努めてやつて居ります、即ち此一月以來と云ふものは御承知の英吉利の大藏證券を引受けましたものを之を市場に適宜に賣つて居ります、斯樣なものが既に六千萬圓以上にも達して居るだらうと思ひます、又尾崎男爵の御心配になりました中にも、政府が小額紙幣などを發行して、此通貨の膨脹を誘致し、物價の騰貴を惹起すと云ふやうな御話もありましたが、此小額紙幣を發行いたしました理由に付きましては既に當議場に於きまして縷々申上げ、又是等の法令の事後承諾は當院に於かれましても御與へ下さつた譯でありますが、斯樣なことがあります故に、一面には此勸業銀行の債券の如きものはせつせと發行いたして居ります、即ち現今も之をやりつゝあるやうな次第でありまして、下層社會の所謂懷中錢になります所の如きものは斯樣な手段其他一般の貯蓄奬勵に依りまして、之を掬ひ上げて、さうして成るべく此通貨の膨脹を致さぬやうな計畫を致して居るのであります、即ち國庫預金部に於きまする所の預金は殖え、即ち郵便貯金が殖えると云ふことは唯是は放置して殖えて居る譯ではありませぬので、政府に於ては是等の零碎の資金の貯蓄を今日の場合に於て貯蓄者の爲に並に此通貨收縮、即ち物價騰貴に影響を及ぼさないと云ふやうな事柄も加味いたして、是等を奬勵いたしまして、其結果として郵便貯金なるものは殖えて參つて居ると云ふやうな次第でありますので、斯樣に種々なる關係に於きまして通貨の膨脹と云ふことは成るべく之を防ぐことの手段方法を執つて居りますが、併し先刻申上げました如く餘りに之を人爲的に抑制すると云ふことでありますれば、折角芽を出した所の產業の發展と云ふものを之を妨害し、又外國貿易と云ふものを消沈せしむるやうな結果になりますからして、此點は兩々其中道を得るやうに進んで行かなければならぬと思ふのでありまして、政府は此點に付て甚だ苦心を致して種々なる計畫、實行を致して居る次第であります、尙ほ尾崎男爵よりは金の輸出禁止のことが物價騰貴の原因の如きやうな御話もありましたが、私共は是等の尾崎男爵の御見解に對しては多少相違した意見を有つて居りまするが、此處で斯樣なことを彼れ此れ爭議いたすと云ふことは致さぬ積りであります、又日本銀行の關係に付ても御論及になりまして、即ち日本銀行が非常な利益を得て、其利益を日本銀行の帳面の上に於て種々之を隱して居ると云ふやうなことを御引例があつて、是等も即ち此日本銀行が利益する爲に、何か此兌換券……通貨でも餘計出すやうな御話もありましたが、是等は全く其事實の上に於て尾崎男爵が餘りに日本銀行の利益に付て樂觀的の御視察をなされたことであらうと考へるのであります、今日の場合我が金融の中樞機關たる所の日本

銀行に於きましては決して此利益と云ふやうなことに沒頭いたして居る譯のものではありませぬ、隨分國家の爲に多大なる犧牲を供して居るのでありまして、幸にも今日日本銀行が常軌の配當を致して其基礎の鞏固であると云ふ事柄は、日本銀行の働きと致しまして此正貨を成るべく持つと、……卽ち不利益な事柄であるが正貨を成るべく持つと云ふやうな事に非常に努力いたしまして、是等の間接の結果として或は海外に於きまする所の正貨、之を相當の所に運用いたしまするとか云ふやうな事の利益等に依つて、先づ今日は相當の利益を得て居ると云ふことであつたので、決して今日過大の利益を得て居ると云ふやうなことはございませぬので、是は尙又尾崎男爵も若し是等の點に付きまして尙ほ此以上の御疑念がありまするならば、他の機會に於て詳細申上げても宜からうかと思ひます、さう致しまして斯樣な關係から政府は右の考慮並に手段方法に依りまして物價調節と云ふことに鋭意考を潛めて居りまする次第であります、卽ち尾崎男爵の御話になりましたる如くに、先づ今日物價の調節と云ふやうなことであれば我國の物價、殊に日用品に付いては米……米と云ふ問題は我國に於ても頗る重大なる問題であつて、農米價に付いては餘程考慮を要せなければならぬ、是れは御尤もな御話でありまして、此の點に付きましては農商務當局と致されましては種々なる御研究があり、又いろ／＼之れに付きまして實行の手段方法を執つて居られるのでありますが、尾崎男爵の御尋になりました中に、私の主管に付ての御尋ねがありました、卽ち米に對する所の關稅の問題……關稅問題に付ての御尋ねがありましたが、此關稅問題に付ては政府も考慮を致して居るのであります、唯米の關稅を撤廢すると云ふ事柄に付きましては、種々之に付きまして關聯する所が廣汎にして、又其利害關係と云ふものも頗る深甚であると云ふことから致しまして、今尙ほ熟慮攻究を致して居ると云ふことでありまする、斯樣なる問題に付ても政府は決して怠慢、等閑に付して看過いたして居ると云ふ次第でございませぬのであります、此點はどうか左樣御承知を下さることを希望いたします、之を要しまするに尾崎男爵の今日の御質問の趣意は今日の時局に適切な御質問でございまして、政府と致しましても尾崎男爵とは全く御同感を有つて、各種の手段方法に於て成るべく此物價の調節を計りたいと云ふことを考へて居ります、又御承知の通り下院……衆議院に於きましても此點に付て政府と共に種々研究も致して居ると云ふ事柄でありますからして、尙ほ此點に付きましては鋭意調査考慮し實効を擧げまして、物價調節の効を完うせむことを政府は期したいと考へて居ります。大體是で御答辯いたした積りでございます。

○男爵尾崎三良君　今大藏大臣の縷々の御說明に依つて或は分つたこともありまするが、尙ほ伺ひたいのは先刻申した彼の金塊の輸出を禁止する、之を人爲的に無理に通貨を收縮すると弊害があると云ふことでありましたが、是は一時にさう云ふことをしては弊害もありませうが、自然の結果に任せて兌換券の妙用を効力あらしめるやうにするには、此金塊の輸出を禁止されぬと云ふことが必要でありますまいか、其邊の御意見を承はりたい、それから此今日の產業發達の上に於て通貨が澤山要るので、之を收縮すれば產業の發達を妨げると云ふ御說でありましたが、さう假に之を收縮したならばさう云ふ弊害もありませう、現に今日資金が有り餘つて居る、唯今はそれ程でもありませぬが去年、一昨年あたりは金があり餘つて仕方がない、外國の國債を買はうと云ふことで段々外國に金を卸したこともありまする、あれはどれ位の高になつて居りまするか知れませぬけれども、此位の餘裕があるから何も今此で兌換券を一時にぽんと縮めると云ふことでなしに、段々に收縮して行つた所が、さう產業の發達を妨げると云ふことはないと私は考へる、外國の公債を買ふ程の餘裕があれば、それだけのものはさう皆でなくとも、其半分位は收縮の方に用ひたら宜くはないか、之を收縮すれば產業の發達を妨げると云ふ御說は、今回外國公債までも日本人に勸めて買はせるやうな世の中に、之を何千萬圓、何億も一時に縮めたら其弊もありませうけれども、漸々縮めて行けばそんな憂はない、外國に放資するやうな餘裕を以てすれば妨げないと思ひまする、其邊に付ては御高見がありませうか、其邊に付て伺ひたい、それから米價調節の爲に關稅を廢止すると云ふことは考慮中である、考慮と云ふことにはどれだけ掛るものでありませうか、實は此關稅の改正と云ふ、卽ち法律の改正には議會の協贊を經なければならぬ、幸に今議會は開けて居る間であるから、僅かな事項を議會に提出するならばさう異存はなからうと思ひますが、それを考慮々々と云ふて居る內に議會は濟んでしまふと云ふ譯でありまするが、それ程急にせぬでも宜いと云ふ御考でありませうか、今日生活難の爲に親子六人も首を縊つて死んだと云ふことがある、それは極端なことでもありませうが、首を縊るに至らざるまでも、隨分首を縊るに瀕して居る者がどれだけあるか分りませぬ、是は悠々と考慮して居る時節ではなからうと思ひまする、如何でありませうか、其邊を一つ伺ひたい。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣（勝田主計君）　唯今尾崎男爵より再應の御質問でありまして、明晰に聽取れなかつた部分もありまするが、要しまするに外國に金を放資すると云ふやうな事柄のある今日の狀態であるからして、餘り人爲的にと云ふ譯にはいかぬが、何とかもう少し吸收の方法もないかと云ふ御尋ねが第一問のやうであります、外國放資と云ふ事柄が大部分に於て、卽ち是が通貨收縮の方法に相成りますので、是等の事柄は政府に於きましても、成るべく左樣なことをやらせたいと考へて居る次第でございます、それから關稅のことに付きましては、政府は考慮をすると云うて居るが、考慮々々で日を暮す譯にはいかぬ、今日は此問題が大分切迫して居るのであるからして急にやる考はないかと云ふやうな御趣意のやうに承はつたのでありまするが、此點に付きましては今日唯今の場合は、兎に角此問題は其影響、關係する所が大でありまするからして、考慮を十分に致さなければならぬと云ふことを申上げるより外にない、是れ以上實は申上げる譯に行きませぬ、併ながら必要なる場合には政府は斯樣なる手段も考へて居ると云ふことは、どうか御承知を願ひたうございます。

○男爵尾崎三良君　此上度々申せば是は議論、討論のやうになりますから多くは申しませぬが、此關稅改革のことに付ては一旦政府は既に御決定にもなつたかのやうに聞いて居りますが、是は地方の地主の連中が反對をする、卽ち米が下がれば自分の利得が減る、それが矢張り衆議院の政黨者の方で力を得てさうして止められたと云ふやうに聞いて居る、そんなこともありますまいけれども、考慮々々と云ふのが其地方の地主を政府が憚つて居る意味ではないかと推察するのであります、所が其地方の地主と云ふものは非常な利益を得て居る、是等は下層の者には頓著ないのであるから非常なものである、是は少數の人間でありますから、どうも一國を料理する國務大臣は躊躇せずに多數人民の助かるやうに計さるが結構であらうと考へます、是は一言申して置くだけでございます、此上は討論に亘りますから是で止しませう。

○男爵石黑忠悳君　唯今委員長の御報告を承はりまして頗る寒心いたしますことがございまする、陸軍大臣に伺ひたう存じますが、此物價騰貴に付きまして兵力云々と云ふことがありますが、當時御給しになつて居りますのは、全く生理學上の詳しい試驗成績に依りまして、健康を保障するだけのことを責任を負うて御給與になつて居るか否やと云ふことを簡單に伺つて置きます、陸軍大臣は專門家でいらつしやいませぬから「カロリー」の勘定がどうだと云ふやうなむつかしいことを伺ひましても、御返答は出來ぬと思ひます。

○議長（公爵德川家達君）　石黑男爵に申上げますが今の御質疑は陸軍大臣に對する……

○男爵石黑忠悳君　左樣でございます。

○議長（公爵德川家達君）　今陸軍大臣は缺席して居られます。

○男爵石黑忠悳君　陸軍大臣に代つた御方でも宜しうございます。

○議長（公爵德川家達君）　他の國務大臣で宜しうございますか。

○男爵石黑忠悳君　宜しうございます、生理學上の試驗に於て責任を負うて給して居ると云ふことを伺つて置けば宜しうございます。

〔國務大臣伯爵寺內正毅君演壇に登る〕

○國務大臣（伯爵寺內正毅君）　唯今の石黑男爵の御尋ねに對しましては陸軍大臣が御答するのが當然と考へまするが、唯今陸軍大臣は他の委員會に出まして不在でございます、私より御答へ致します、固より過日も委員會に於て陸軍大臣が答辯を致しました如く、學術上義分に不足のないだけに努めて居ると云ふことを言明して居ります、私も左樣であると信じて居ります、是だけ御答を致します。

○男爵尾崎三良君　唯今大藏大臣よりの御答辯に自分の主管のことは自分が答へるが、他の主管のこと

は他の關係大臣より答へらるるであらう、即ち他の物價調節、米價調節の如きは農商務大臣の御主管であらうと思ひます、農商務大臣は米價調節の爲に仲買人を取締つた、其事に付て論及して置きましたがそれに付て何たる御答辯もありませぬ、果して私の言ふたことが間違ひでありませうか、其の邊を一つ御意見を伺ひたいのであります。

〔國務大臣仲小路廉君演壇に登る〕

○國務大臣(仲小路廉君) 尾崎男爵の御質問に御答を致します、物價調節のことに付きましては、政府に於きまして種々苦心をして居るのでございます、其詳細の點に付きましては先刻大藏大臣より誠に綿密に御答辯になつたと存じます、從つて私は之に對して蛇足を加へる必要はないとして差控へて居つたのであります、唯今尾崎男爵より最後の御質問でございます、一應私の主管に屬します點に付きまして御答を致して置きます、先刻尾崎男爵の御質問の御言葉の中に、當局者が或は取引所、或は仲買人等に對して取締を爲すと云ふことは、是は寧ろ害があつても餘り益はあるまい、斯う云ふことの御言葉がありましたのでございます、此點に付きましては屢々衆議院に於ても說明を致して置いたのであります、物價の調節に付きましては固より各種の點に付て劃策もし、經營も致すべきであります、併ながら先刻大藏大臣よりも物價騰貴の原因として其一に數へられた、今日輸出入共に平時を以て論ずる譯にはいかない場合でありますから、各種の事情を決して通常の場合と同一視することは出來ないのであります、斯る場合に人々の甚だ困る時に、其時に乘じて茲に投機的に種々の方法を以て或は買占め、或は賣惜み等に依つて、其間に暴利を貪らむとする者がござりますれば、是が取締を致すのは當然のことゝ存ずるのであります、固より物價の昂騰を致しまするに付きましては、それは種々の原因が錯綜してさう云ふ趨勢を造るのであります、故に其原因に付きましてそれ〴〵之に適合いたす途を講ずることは當然のことであります、去ながら其場合に乘じて更に新に油を注ぐやうなことをして、一般の人に苦痛の上にも苦痛を增ぜしめると云ふやうなことは、之を打棄て置くには參らないのであります、物價調節に付きまして、[illegible]圖るべきことに付て、素より苦心苦慮を致して居りまする、成るべく需要供給の關係を滑にして、物資の不足のないやうに、成るべく輸送の便に付きましても、各種の點に便益を與へて、而して物資の供給の不足のない點に付きましては、盡すべきことは盡すのであります、去ながら斯くまで苦心を致して居るに拘らず、此經濟上變態を告げて居る其時に乘じて、茲に打棄て置くことの出來ない事情のありました際に、之に對して相當の取締の途を立てて、斯ることのないやうに致しまするとは當然だと存じまする、唯世上に是等のことの取締をすると云ふことが、それが物價調節の全部であるかの如きことを申す、是は誤である、決して政府當局に於きましても是のみを以て物價の調節が出來得るものだとは存じて居りませぬ、それでございまするから、各種の點に付いて考慮も致して居るのであります、更に關稅の點に付きまして、此事も唯今大藏大臣より前後の事情を詳しく述べられたのであります、農商務大臣として私も同樣の意見を有つて居ります、殊に農商務の關係から申しますれば今日の場合でございまするから、外米の輸入を滑にする爲に關稅の輕減若くは撤廢の途を執りますることも、或る場合には極めて適切であり、且つ必要と存じて居ります、併ながら同時に又地方農民、農村のことも考慮を致さなければならぬと存じます、今より數年前米價の暴落に依りまして農村農民の疲弊困難を致したことも少からぬことであつたのであります、漸くにして是等の創痍が癒えむとする今日に、再び又茲に激落を來すことがありまして、先年の悲慘を再びするやうなことが出來ましたならば、是亦農村農民、殊に地方の爲に決して喜ぶべきことではないと存じます、それでございまするから一面物價の調節に苦心を致すと共に、更に他面に於ては農村農民の爲に前年の苦痛を繰返すことのないやうに、雙方を考慮を致すは當然のことと存じます、此點も先般來繰返して申しまする如くに、實は物資の供給、作米の點から申しますると昨年の出來高十分なりとは申されないのでありまする、之を既往三年の出來高の平均を取りまして、而して今日我が國内に於ける在米の狀況を考へまするに、茲に物資それ自身に付ては非常なる不足は感じないのであります、唯近來の狀勢に依りまして消費が增して參り、同時に地方の在米が市場に出ないと云ふ狀況があります、何故地方の在米が是か中央に出ないか、此點に付て別して尾崎男爵の御考慮も煩はしたいと思ふ、今日物價が騰貴する、騰貴すると云ふ爲に米が二十五圓どころぢやない、三十圓にもなるかも知れぬ、五十圓にもなるかも知れぬと、さう專ら唱へる者があります、そこで地方の農民中には茲に一種の又思惑も出來て參り、成るほど暫く、維持して居れば或は三十圓にもなるかも知れぬと云ふ感しが、是が甚しく地方の出米を減少することもございまする、そこで爰に落目になつて物價が下落しさうになると今度は競うて出すことになる、彌か上にも下落に下落を告げて、途に暴落の悲慘を來すのであります、故に物價の暴騰を憂ふる如くに、又激落、是亦物價の平準を保たせる點に於て決して喜ぶべき現象ではないのであります、それ是れのことを考慮いたしまして、今日實際の狀況を調査いたしまするに、略々我が國内に於て需用の高に不足を告げる約三百萬石前後の外米は先づ今日の狀態で相當の方法を執りまして、是等のことは滑に這入つて來ると云ふ又途も立て得られると存じて居ります、それでございまするから、今のやうに其必要に一般の關係を有つて居る其關稅のこと、是は十分考慮を致して其事なくとも他に執れる方法がござりますれば、それに依つて今日の必要に應ずるやうに致したいと存じて居るのであります、尙ほ其他種々申述べて然るべきこともございませうが、御質問の點に付きましては其點を以て御答と致して置きます。

○男爵尾崎三良君 唯今農商務大臣より御說に依つて地方にまだ上がると云ふ見込で農民が出さない米があると云ふ御說でしたが、大方さう云ふ事もありませう世の中に思惑と云ふ者がない時節はありませぬから……併ながらそれならば夫に相當する關稅を緩めて、何時でも之を調節する爲には之を廢するぞと云ふことを見せたならば、其てあひも出すと云ふ一つの誘導になりはしますまいか、兎に角今法律を改正した所が直樣それを全廢すると云ふものでもない、行政權を以て之を輕減、若くは全廢することを得ると云ふ、行政官に便利を與へて、そこで國務大臣は世の中を達觀せられて……

○議長(公爵德川家達君) 尾崎男爵に御注意いたしますが、質疑を繼續せられるのですか。

○男爵尾崎三良君 質疑を繼續して居ります、だから此際今國務大臣……農商務大臣の其權能を揮はれる好時節を捉まへて……好機會を捉まへて、之を發揮なさると云ふことを信じて、此法律を改正されることが宜からうと思ふ、それが出來たからと云つて濫用して直樣改正になると云ふ譯でもないと思ひますが、まあ餘り議論がましくなりますから、此邊に意見を止めて置きますが、彼の暴利取締法を……

○議長(公爵德川家達君) 尾崎男爵に申上げますが、質尾崎男爵は今意見を止めると仰せられましたが、質疑の繼續でないかと考へます。

○男爵尾崎三良君 それなら今の意見を述べて、當局大臣に御勘考を願ひたい。

○議長(公爵德川家達君) 採決を致します、問題に供しました豫算案全部同意の諸君の起立を請ひます

起立者　多數

○議長(公爵德川家達君) 過半數と認めます。

○議長(公爵德川家達君) 日程第四、有價證券割賦販賣業法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會……御異議がなければ本日も通牒文の朗讀は省略いたしたいと存じます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〔左の送付文及議案は朗讀を經ざるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

有價證券割賦販賣業法案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月十二日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

有價證券割賦販賣業法

第一條　本法ニ於テ有價證券割賦販賣ト稱スルハ代金ヲ分割シテ數回ニ受入レ有價證券ノ給付ヲ爲スヲ謂フ代金ノ分割受入ト同一ノ目的ヲ達スヘキ方法ニ依リ有價證券ノ給付ヲ爲スモノ亦同シ

第二條　有價證券割賦販賣ノ營業ハ主務大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第三條　有價證券割賦販賣業ノ免許ヲ受ケムトスルトキハ資本金額及營業所ヲ定メ主務大臣ニ申請スヘシ

有價證券割賦販賣業ヲ營ム會社ノ資本又ハ財產ヲ目的トスル出資ノ總額ハ十萬圓、其金錢ヲ以テスル拂込金額ハ五萬圓ヲ下ルコトヲ得ス

第一項ノ申請ヲ爲スニハ申請書ニ事業方法書及販賣契約約款ヲ添附シ會社ニ在リテハ尙定款ヲ添附スヘシ

第四條　有價證券割賦販賣業ヲ營ム會社ノ合併ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第五條　有價證券割賦販賣業者ハ左ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一　他ノ事業ヲ兼營セムトスルトキ

二　支店又ハ代理店ヲ設置セムトスルトキ

三　商號、資本金額又ハ營業所ヲ變更セムトスルトキ

四　事業方法書又ハ販賣契約約款ヲ變更セムトスルトキ

五　會社ニ在リテハ定款ヲ變更セムトスルトキ

第六條　有價證券割賦販賣業者ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ營業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ス

一　公債又ハ特別ノ法令ニ依リ設立シタル會社ノ社債若ハ株式ノ應募引受又ハ買入

二　前號ノ有價證券又ハ其ノ販賣スル有價證券ヲ擔保トスル貸付

三　買入ノ契約ヲ爲シタル者ニ對シ既ニ拂込ミタル賦拂金ヲ限度トスル貸付

四　銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金

第七條　有價證券割賦販賣業ヲ營ム株式會社カ會社財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完濟スルコト能ハサルニ至リタルトキハ割賦販賣契約ニ基ク會社ノ債務ニ付各取締役ハ連帶シテ其ノ辨償ノ責ニ任ス

前項ノ責任ハ取締役ノ退任前ノ債務ニ付退任ノ登記後七年間仍存續ス

第八條　有價證券割賦販賣業者ハ買入契約者カ賦拂金拂込ノ義務ヲ履行セサルトキハ其ノ都度遲滯ナク相當ノ期間ヲ定メテ履行ノ催告ヲ爲スヘシ

第九條　有價證券割賦販賣業者ハ前條ノ催告ヲ爲シタルニ拘ラス買入契約者カ引續キ二回以上期間內ニ賦拂金ノ拂込ヲ爲サス且其ノ延滯金額カ代金ノ十分ノ一以上ニ達スルトキハ契約ノ解除ヲ爲シ又ハ特約アル場合ニ限リ之ニ基キ未拂込賦拂金總額ノ一時拂込ヲ請求スルコトヲ得但シ契約解除前又ハ一時拂込請求前延滯賦拂金總額ノ拂込アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

有價證券割賦販賣業者前項ノ規定ニ依リ一時ニ未拂込賦拂金總額ノ拂込ヲ請求スルトキハ履行期ニ拘ラス有價證券ノ給付ヲ爲スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ民法第五百三十三條ノ規定ヲ準用ス

第十條　有價證券割賦販賣業者カ契約ノ解除ヲ爲シタルトキハ各當事者ハ直ニ相手方ヲ原狀ニ回復セシムルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ有價證券割賦販賣業者ハ返還スヘキ金額中ヨリ販賣契約約款ニ定メタル違約金其ノ他買入契約者ニ請求シ得ヘキ債權額ヲ控除スルコトヲ妨ケス

第十一條　前三條ノ規定ニ反スル契約ハ無効トス

第十二條　有價證券割賦販賣業者ハ毎半年事業報告書ヲ作リ主務大臣ニ提出スヘシ

第十三條　有價證券割賦販賣業者ハ毎半年貸借對照表ヲ作リ新聞紙ニ依リ之ヲ公告スヘシ

第十四條　有價證券割賦販賣業ヲ營ム會社ハ資本又ハ出資ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其ノ利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツヘシ

第十五條　主務大臣ハ何時ニテモ有價證券割賦販賣業者ヲシテ其ノ事業ノ報告ヲ爲サシメ又ハ業務及財產ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得

第十六條　主務大臣ハ有價證券割賦販賣業者ノ業務又ハ財產ノ狀況ニ依リ買入契約者ノ利益ヲ保護スル爲必要アリト認ムルトキハ其ノ事業方法ヲ變更又ハ事業ノ停止ヲ命シ其他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

有價證券割賦販賣業者カ法令、定款又ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ事業ノ停止若ハ役員ノ改任ヲ命シ又ハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第十七條　主務大臣ノ免許ヲ受ケスシテ有價證券割賦販賣業ヲ營ミタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條　左ノ場合ニ於テハ會社ニ非サル有價證券割賦販賣業者又ハ有價證券割賦販賣業ヲ營ム會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、監査役ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一　第五條、第六條、第十條、第十二條又ハ第十三條ノ規定ニ違反シタルトキ

二　第十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サス又ハ檢査ヲ妨ケタルトキ

三　第十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

四　不正ノ報告又ハ公告ヲ爲シタルトキ

五　認可ヲ受ケタル販賣契約約款ニ反スル契約ヲ爲シタルトキ

第十九條　第十四條ノ規定ニ違反シタルトキハ會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、監査役ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

第二十條　非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ニ定メタル科料ニ之ヲ準用ス

第二十一條　本法中主務大臣ノ職權ニ屬スル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

附　則

第二十二條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條　本法施行ノ際現ニ有價證券割賦販賣業ヲ營ム者ハ本法施行前ニ爲シタル割賦販賣契約ノ完了スル迄仍其ノ契約ニ關スル業務ニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第十五條、第十六條、第十八條及第二十條ノ規定ヲ準用ス

第二十四條　本法施行ノ際迄六月以上引續キ有價證券割賦販賣業ヲ營ム會社カ本法施行後六月內ニ營業ノ免許ヲ申請スル場合ニ於テハ其ノ資本又ハ出資ニ付本法施行後五年ヲ限リ第三條第二項ノ規定ヲ適用セス但シ其ノ資本又ハ財產ヲ目的トスル出資ノ總額ハ五萬圓ヲ下ルコトヲ得ス

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君)　近來有價證券の割賦販賣を業とする者が澤山出來て參りましたので、最近の調査に依りますと、之を業とする會社が約九十、之を業とする個人が約五十ばかりあるやうであります、さう致しまして、其契約高が昨年一年を押へて見ますると、二千四百幾萬圓と云ふものがあるやうであります、斯樣なる業體は之を善導を致しますると、即ち國民の……國民と申しますよりかは、寧ろ中流以下の人民の貯蓄の機關と相成る譯でありまして、貯蓄する者も、並に之を業體として營む者も、相當の有益なる結果を得るのであります、併ながら今日の所は之に對しまする取締法と云ふものが何も設けてありませぬので、貯蓄銀行には貯蓄銀行法があります、又信託を業とする者には信託業法があります、と云ふやうな譯でありますが、是等に對しましては何等の取締の方法と云ふものがないのであります、それ故に今日は或る部面に於て此業體よりして相當に弊害が生ずる虞があると思ひます、付きましては今回之に取締方法を設くるの必要を感じまして提案いたしました次第でございますから、何卒御審議の上御協賛を與へられむことを……

○阪本釤之助君　此際質問を致したいと存じます、唯今大藏大臣の御説明に依りますと、之を善導いたせば中流以下の貯蓄の助けにもなると云ふやうなことでありましたが、さうして政府は斯の如き業體の者を幾分か保護すると云ふ御必要もあると云ふ御見込のやうにも拜聽いたしました、又一面に弊害があるから此弊害を防ぐ、斯う云ふ御言明になつて居るのでありますが、本員の見まする所では、近年種々な名前の下に新たなる營業を始めて、其實は細民の貯蓄を吸收して、或は不正の結果に終ると云ふことが多いやうに思ふのであります、即ち割賦販賣業と云ふものは如何なる業體の者であると云ふことは、詳しいことは、存じませぬけれども、本員が想像する所に依ると、先づ中八九は甚だ薄資の人が自己の私腹を肥すが爲に種々な細民の喜びさうなことを考へて、其の細民の資金を吸收して、終には面白からざる結果に陷ることが多いのではないかと思ふのであります、果して然らば成るほど取締法が必要でありますが、寧ろ斯の如きことはなんぞ現在の法令の下に御取締りになることが出來ぬか、本員の考へますところでは、斯の如きことを國家の法律がみとめて保護なり、又は除害なり、どちらにしましても、斯樣なことをする者を國家の法律で大々的に保護すると云ふことは甚だ面白くないと思ひますから本員は此の法律の成立を好まぬのでありますが、政府は是非左樣に大々的に法律まで作つて保護する、若くは弊害を取締ると云ふやうなことをしなければならぬと云ふ確信があるのでありますか、無論法律案を御出しになつた以上は御所信があるに違ひないが、現行法令若くは警察取締の規定等に依つて取締ることは出來はしまいかと思ふのでありますが、どうしても出來ませぬのでありますか、又法律を是非作らなければならぬと云ふ必要があるので

ありますか、もう一應、もう少し唯今の御說明に附屬して詳しく御說明を謂ひたいと思ひます。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣（勝田主計君）　此法律制定を致しまする所以は、大體申述べたのでありまするが、即ち實際どう云ふことを是はやるものであるかと申せば、有價證券を持ちたいと云ふ者がある、此有價證券を持ちたいと云ふ者がありまするが、十圓と云ふ例へば證券であれば、其金を一度に出すことは出來ぬ、併し之を月賦で數回に分つて買入れると云ふことは出來ると云ふやうな所の者の便宜を計る爲に、斯樣な會社或は營業をする者が出來て居ると云ふことであります、併ながら表面は便宜を計ると云ひますが、是等の會社又は個人等に何等の取締がない以上は、阪本君の御話の如くに、種々右の如き狀態を利用いたしまして惡いことをする者がある、斯う云ふことに相成りますので、それ故に是は既に無盡業法の如きも法律として之を許し並に之を嚴格に取締つて往くと云ふ例にもなつて居りまするからして、今日の如くに百何十と云ふやうな會社個人があり、又數百萬圓の資本を持ち、尙ほ是等の業體と云ふものは將來に於て益々發達をする傾向であると云ふ以上は、矢張り特別の法律を設けまして、是で取締を致す、其取締を致す結果が唯今阪本君の御話の如く或は保護と云ふやうな意味になるか知りませぬが、併し積極の保護でありませぬ、取締が付いて居ります、而して他の行政命令等に於て之を取締り得るかと申しますれば、或る程度に於ては取締が出來ぬことはないかも知れませぬ、併し是は要しまするに特別の法令を設けて嚴格に取締り、さうして其保護の下に業體を營む者は矢張り是は其業體を繼續さして貯蓄の機關とし、並に國民が貯蓄することの便宜を得せしむる、斯樣な途を具體的に開いた方が宜しいと云ふ考から致しまして提案を致した次第であります。

○阪本釤之助君　其此保護と云ふやうな意味がありますと云ふことが、即ち此業體を隆盛と云ふことは言らぬか知らぬが、繁盛せしむることになるのであります、斯う云ふ者は結果が面白くない、唯今大藏大臣が說明せらるる如き良結果を得ないものと本員は信じますから、本員は左樣なことは宜しくないと云ふ考を持つて居りまする、故に無盡營業法案の時にも反對說の質問を致したけれども、遂に法律が今日は成立つたのであります、併し立法の結果は如何であらうか、斯う云ふものは國家が法律を設けると云ふことは幾分保護する意味になつて、即ち此業體を益々多からしめることになるのであります、唯今大臣の御說明の如き趣旨でありますならば、益々此法律が成立すると其業體を保護すると云ふことになりますが、それは意見になりますから、御尋ね致したた所で一致を致さぬと思ひますから、質問は是で終ります。

○議長（公爵德川家達君）　もう他に御質問もないと認めますから、特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

有價證券割賦販賣業法案特別委員

子爵田尻稻次郎君　子爵稻垣太祥君
男爵北大路實信君　男爵長松篤棐君
男爵藤堂高成君　石渡敏一君
菅原通敬君　石橋謙二君
美馬儀一郎君

○議長（公爵德川家達君）　日程第五、朝鮮の生產に係る物品の移入稅免除に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

朝鮮の生產に係る物品の移入稅免除に關する法律案

右政府提出案本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月十二日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

（━━は衆議院の修正削除の符號なり）

朝鮮ノ生產ニ係ル物品ノ移入稅免除ニ關スル法律案

朝鮮ノ生產ニ係ル左記ノ物品ニハ移入稅ヲ課セス

一　生牛

二　大麥（ゴールデンメロン種ノモノ）

二〔三〕　米糠

三〔四〕　生絲

四〔五〕　鐵ノ條、竿及板

五〔六〕　鐵道建設用材料（鐵製ノモノ）

六〔七〕　コールタール油、石炭酸、ナフタリン其ノ他ノコールタール分餾物及瀝青

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣（勝田主計君）　本案は朝鮮に於ける生產を保護し、並に內地に於きまする需要其他の便益を圖る爲に、生牛と米の糠、生絲、其他鐵、鐵に關係いたしまする所の副產物、斯樣なものの移入稅を免除したいと云ふ案であります、此案に付ては衆議院に於て「ゴールデンメロン」種の大麥と云ふことを規定いたして居りましたものを削除いたしました、其削除いたしました理由は、此種類の麥に付ては內地に於きましても折角保護して、まだ十分に其芽が出ないのである、それ故に此際朝鮮に於ける此の種の大麥の移入稅を免ずると云ふことは尙ほ早いではないか、斯う云ふ議論でありましたので、政府に於ても段々考慮いたして見ますると、衆議院の申しまする所が穩當なることと考へまして、衆議院の修正に同意を致しました、即ち之を削ると云ふことに同意を致しました、右樣の次第でございますから、御審議の上御協贊を願ひたく思ひます。

○議長（公爵德川家達君）　特別委員の氏名を書記官をして朗讀を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

朝鮮の生產に係る物品の移入稅免除に關する法律案特別委員

子爵松平乘承君　子爵牧野忠篤君
子爵野村益三君　大久保利武君
石塚英藏君　男爵神山郡昭君
麻生太吉君　平山浪三郎君
尼崎伊三郎君

○議長（公爵德川家達君）　次の議事日程に移る筈でございますが、通告も大分ございますから、此際休憩を致します。

午前十一時五十四分休憩

午後一時十一分開會

○議長（公爵德川家達君）　是より報告を致させます

〔成瀨書記官朗讀〕

本日本院に於て可決したる左の政府提出案は直に裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

大正六年度歲入歲出總豫算追加案（第一號）

大正六年度各特別會計歲入歲出豫算追加案（特第一號）

○議長（公爵德川家達君）　是より午後の會議を開きます、本院議員高木豐三君今十五日午前十一時卒去せられました屆書に接しました、本年の如く本院の議員の長逝の報に屢々接しますことは洵に痛嘆の至に堪へませぬ、付ては弔辭を贈ることに御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第六、貴族院令中改正案、政府提出、第一讀會の續、委員長報告

貴族院令中改正案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月十三日

右特別委員長　公爵德川慶久

貴族院議長公爵德川家達殿

〔公爵德川慶久君演壇に登る〕

○公爵德川慶久君　唯今より貴族院令中改正案の特別委員會の御報告を致します、委員會は二回開會を致しまして、其結果大多數を以て可決されて居ります、本案の改正の要點に付きましては、既に御承知のことであらうと考へますが、第一の點が即ち多額納稅議員を北海道並に沖繩から一人づつ選出すると云ふことが第一の點であります、第二の點は伯子男爵互選議員の、各爵間に於ける數の均衡を得ると云ふことを目的とする爲に增員すると云ふことでありまして、即ち之を百分比例を以て申上げますれば、現行法に於きましては各爵の總數に對して、伯爵は百分の十七になつて居ります、子爵が百分の十八・三七と云ふ事になつて居ります、男爵が百分の十五・七五と云ふことになつて居ります、而して此改正案が通過した曉には此比例は斯樣な風に變更になる譯であります、即ち伯爵が百分の二十、子爵が百分の十九・一六、男爵が百分十八・二五と云ふやうな百分比例になる譯でございます、是等の改正になります理由等に付きましては、業に已に御承知のことと考へますするから、是れ以上案に付て申上げることを一切避けます、唯是より進んで委員會に於きまする大體の模樣を申上げやうと思ひます、委員會に於きまし

て問題となりましたのは第二の點でございまして、第一の點に付きましては何等質問或は議論等がございませぬでした、いろ／＼或は婉曲な言葉を以て或は極めて直接な言葉を用ひて述べられて居る場合もありまするが要するに是等の質問を概括して見ますると云ふと、左の點に歸するやうに考へます、第一は有爵議員と勅選並多額納稅議員との數の上の權衡に付ての御質問でございます、それから第二の點は此改正に依つて將來再び改正を要しないと云ふ見込が十分に政府にあるかどうかと云ふ點でございます第三と致しましては、貴族院議員の數と衆議院議員の數との人員の關係でございます、卽ち本案と唯今衆議院に提出になつて居りまする衆議院議員選擧法の改正との間の關係でございます、それから第四と致しましては、勅選議員に對する任期の問題でございます、第五と致しましては、各爵間の均衡と云ふことが、若し此改正案の目的であるならば、必しも增員に依つて之を行はなくても宜からうと思はれるが、其邊に付て考慮をせられたかどうかと云ふやうな質問であります、第六と致しましては多額納稅議員の互選規則は不備なる點が大分にあるやうであるが、是等に付ては他日整理をされることをなされないのかどうかと云ふやうな點でございます、第七と致しましては、條文に關する疑義が一點でございます大體斯樣な殆ど是は質問の全部を網羅して居ると言つて差支ないと考へます、そこで之に對する政府の答辯を極めて簡單に申上げて置きます方が或は良くはないかと考へますから、ちよつと申上げます、此勅選議員の數を增加すると云ふことと、多額納稅議員の數を增加すると云ふことは、是は憲法制定以來の精神として勅選並に多額納稅議員の數は有爵議員の數に超えることを得ずと云ふ、卽ち禁止的の規定の精神から見て、是は必しも增加するに及ぶまいと考へる、而して初期の議會に於ての比例を見ると云ふと、議員總數が二百五十二人に對して有爵議員と勅選並多額納稅議員との差は三十人でございました、而して此の改正案に依りますと、四百人になりまして、而して此の差が四十三と云ふことになつて居るのであります、大體に於いて憲法施行當時の精神に悖つて居らないと考へる、大體斯う云ふ答辯であつたやうに考へます、それから第二の御尋ねは貴族院令は憲法附屬の法であるから、度々之れを改正することは宜しくないと云ふことは政府も言明せられて居る、併し此の改正に依つて將來果して再び改正しないで濟むであらうか、どうであらうかと云ふやうな疑義であります、之に付いては政府は各爵の爵の重きに從つて幾らか比例を殖してあるから、先づ將來改正することは割合に少いであらう、併ながら將來のことに付いては玆にはつきり申すことは出來ぬがと云ふやうな答辯でございました、それから第三の點は衆議院議員の數と貴族院議員の數の關係でございまするが、是れは偶々此の法案が時を同じうして提出されたのであつて、何等法規上此の間に制限もなければ、時に依つて貴族院議員の數の多いこともあれば、衆議院議員の數が多い場合も今日まではあつたのである、故に此數に付ては一向政府は搆はぬ積りであると云ふやうな御答辯でありましたそれから第四に勅選議員の任期等の問題に付ては、政府は今日の場合一向まだ考慮したこともないと云ふ答辯であります、それから第五の點は均衡を取ることを目的とするならば必ずしも增員をしなくても宜くはないか、減員をしてやると云ふことは多少混雜を免れぬかも知れないが、割合に少い爵だけを增員をして平均を取ると云ふ仕方もあるではないか、此點に付ては政府は成程其點は誠に尤もであるが、其點は十分に考慮を費した、併ながら憲法制定當時の各爵の五分の一を超ゆることを得ずと云ふ精神に基いて、いろ／＼考慮した結果、卽ち此改正案のやうな數字を得たのであると云ふことを答辯になつて居ります、第六に多額納稅議員互選規則に付て整理をしなければならぬやうな點に付ては、政府も此不備を認めて居る、例へば衆議院議員選擧法と比較して、此不備であると云ふことは十分認めて居りまするが、或る機會に於て十分攷究して是が整理をしたい、但し其時期は唯今明言することは出來ぬと云ふ答辯であつたやうに思ひます、第七の條文に對する疑義は、此條文に依りますると、通常選擧每に勅令を以て之を指定すると云ふ句がございますが、是は伯子男爵の互選規則中の第五條と重複して居るやうであるが、此點に付てはどうであるかと云ふ御質問でございます、政府は此重複して居ることは十分承知して居る、併しながら此勅命を以て定めると云ふことは、どうしても貴族院令中になければならぬ性質のものであつて、互選規則の方は他日整理をする場合に於ては、是は整理の一つの問題であらう、但し重複して居つても實際に於て何等差支ないから、暫く此儘に置くと云ふ答辯であります、大體質問應答は斯樣なものでございましたが、委員會に於て唯一の反對論が出て居ります、或は反對者が此所で御述べになるか知れませぬが、順序として其要旨だけを簡單に申し上げて置く方が宜からうかと思ひます反對者の理由と致しますのは……問題と致しまするのは、第一の點に付て無論異論がないのであります第二の點だけであります、其理由と致しまする所は第一が權衡を得る目的に依つて增加をすると云ふのならば、甚だ其增加すると云ふことが宜しくないやうに思ふ、他の權衡を得る方法を執られたらどうであつたかと自分は考へる、此點に於て自分は反對をする、それから第二の理由は貴族院令を屢々改正すると云ふことは誠に不都合であると云ふ精神に基きまして、前回の貴族院令の改正の場合のことを御述べになりまして、前回にも之を以て打切ると云ふ事に依つて種々決まつたことがあつたやうに思はれる併ながら更に玆に改正が出て來たのだ、故に是は卽ち其時の內閣の考に依つて、いろ／＼になるのであつて、將來に是は惡例を貽すものでなからうかと云ふ事であります、第三に是は附屬の理由ではございますが、衆議院と貴族院の數と云ふものは、勿論法規上何等の差支はないのでありますが、德義上或は感情上考へなければならぬ點ではないかと云ふやうなのが是も一つの附隨の理由であつたやうに思ひます、之を要するのに、まだ此改正すべき點は他にも多々あるやうである、故に此憲法附屬の大事な點であるから、十分調査を遂げて、さうして然る後に改正を施すことも頗る宜いであらうと考へる故に、其理由を以ちまして暫く現行法の儘にして置いたらどうかと云ふことでございます、大體右のやうな經過を以ちまして、委員會は大多數を以て本案を可決を致しましたやうな次第であります、御報告を申上げます。

○議長（公爵德川家達君） 是より通告順に依りまして發言を許します、小澤男爵。

〔男爵小澤武雄君演壇に登る〕

○男爵小澤武雄君 本員は兩院の議員數のことに付て、總理大臣の御答辯を望みたいと思ひます、其事柄は委員會に於て或る委員より衆議院選擧法改正案と此貴族院令の改正案が提出になつて居るが、此兩案の間には何等連絡はないのであるか、又兩院議員總數の上に何等の影響はないかと云ふことを伺ひたいと云ふ、政府に對する質問であつた、それの答辯は衆議院議員選擧法の別表の改正と貴族院令中の改正は偶然提出の時期が齊しくなつた爲に、而かも兩者共に議員數の增加を規定したる爲に相關聯するが如き觀を呈したのでございまするが、是は偶然のことであると御承知を願ひたい、政府に於ては假令衆議院議員選擧法改正の提出がなくとも貴族院令の改正を提出いたしたい考で居り、又假令貴族院令の改正は提出をしなくとも衆議院議員の選擧法の別表は修正いたしたいと考へて居つたのである、兩院議員に付ては此貴族院議員と衆議院議員との數は色々に變遷をして居るのであるが、今日の場合此何等の關係なくして之を改正をしても差支ないと云ふやうな意味の答でありました、此答は唯貴族院令を改正をすると云ふ點に於ては何等の關係はないと云ふことは一應尤ものことであると本員も思ひまするけれども、今度貴族院令中の改正に依つて幾分か貴族院議員も增加の傾になつて居る、又衆議院議員には別表の改正が出て居る、右等の點から見ますると、貴族院議員としては此の法令案を議するに何等かの標準を見出して此兩案を可否するのが適當であらうと考へるのであります、此點から見ると政府委員の答辯は衆議院と何等の關係はないと言はれますけれども自然貴族院議員として考慮の中に置かなくてはならないやうに本員は思ひまする、抑々此貴族院令の改正案が出る數箇月以前より世間には種々なる論がありました、是は諸君が御承知のことでありますから決して其事を此で申述べる必要はありませぬが、其重なるものは兩院議員の議員數の如何にあつたやうに思ひます、其論議の中には今日世界に行はれて居る所の立憲國で上院を有して居る所の例を調べて見ると、多數の國が上院の議員の數が少くて下院の數が多いと云ふ、之を直ちに日本に於て用ひやうと云ふ譯ではありませぬけれども、凡そ各國に行はれて居る事は道理のあること〻思はれます、政府も同じことに御考へになつては居ないかと思ふ、卽ち衆議院議員選擧法の別表の改正と云ふものは先年來衆議院議員選擧法調査委員と申すやうなものが出來て居つて、篤と相談して其別表と云ふもの〻改正案が成

立つて居る、又貴族院令も丁度此發表になつたことは同時であるのであるから、總理大臣に於かれて貴族院令中の改正と衆議院議員選擧法の別表の修正とは關係はないと云ふことは、無いかも知れませぬけれども、改正の相談上より見ても必ず此議員の數は貴族院はどれ位、衆議院はどれ位なものにするのが今日の適當なる方法であると云ふことは十分に御考慮になつて居るに相違ない、又貴族院議員が其議員の數の少數たりとも增加のことを議するに付ては、據ろなく衆議院議員の數を研究して比較をして見ると云ふ事が必要のやうに思ふ、左樣でございませないと、貴族院さへ都合が宜く出來て居れば、國家の重要たる所の衆議院は何ぼになつてもそれを顧慮するには及ばない、と云ふやうな譯にもなりますからさうは行くものではないから、據ろなく是も顧慮するとしまするど、衆議院議員の數は今日は貴族院より一人か何ぼか少いやうになつて居ると云ふことでございまするが、此の上に又增さうと云ふときには兩院の權衡と云ふものも考へなくてはならない、世間の論者の說も先きに申した通り色々ありまするが重もに此點であつたやうに思ふ、政府は是等の點を考慮になつた上で、此衆議院議員の別表の改正と貴族院令の改正とを同時に提出になつたものと私は考へるので、さう致しまするど、此衆議院も貴族院も增員になつた所の數を以て能く適當なりや否やと云ふことを研究し、さうして先づ是が適當なりと贊成をすることが出來るやうに自分は考へるのでありまする、それで總理大臣に伺ひたいのは、衆議院の別表の改正と貴族院令の改正と云ふものは何等の關係はないと云ふことは、それで宜しうございまするが併し大體に於て衆議院議員の數は今度の別表位に增すのが至當であり、貴族院も今度の如く增員になるのが至當であつて、國家の大勢の上から見て……大體の上から見て是が即ち適當なりと云ふ御考であらうと思ひますが、能々政府委員からは何等關係のないと云ふことが申されて居りますから、私は念の爲めに提出をする兩院の時期に關係をするとは申さないが、兩院の……即ち衆議院の選擧法の別表の改正と是とは併せて考を付けて差支はないか、即ち別のそれは見地からして全く別物にして之を同一に論ずるものでないと云ふ總理大臣の御考であるか、之を伺ひたいのであります、さうして私は勿論此貴族院令の改正案には贊成するものでありますが、私が申したやうな疑を懷いて居る論者が多々あるやうに伺つて居る、それ等の諸君と共に私も總理大臣の明答を得て、安心をして贊成を致したいと思ふのであります。

〔國務大臣伯爵寺內正毅君演壇に登る〕

○國務大臣（伯爵寺內正毅君） 唯今の小澤男爵の御質問に對して御答を致します、先づ以て貴族院令の改正と衆議院令の改正とに……議員數の改正に於て何等か關係する所はないかと云ふ、是は委員會に於て政府委員より申述べました通り、兩院の今回提出しました改正案に付ては……議員數の關係に付ては何等關係を有つて居りませぬ、兩院各別に據る所があつて決めた譯であります、衆議院の改正、即ち別表の改正として提出してございまする改正のことに付きましては、是は數年來內務省に於て委員を設けて改正を調査いたした譯であります、貴族院令の改正は昨年以來政府に於て研究調査の上提出した、斯う云ふやうな譯である、素より此間に於て員數上の關係に付て何等兩院の關係を有つて居らぬと云ふことは明瞭である、而して現今貴族院が……現在が三百七十六人の現在員であります、衆議院は三百八十一人、斯う云ふ譯になつて居ります、で今回提出してございまする改正案が行はれますとしますれば、貴族院の總數が四百人、衆議院が四百三十八人と云ふ數であります、斯う云ふやうな次第で此定員の間に付ては何等關係を有ちませぬ、兩院各別に決めて差支ないものであると考へて居ります、序ながらに右樣な譯でござりまして、恰も同時に提出しました兩院の定員改正案に付きましては、是は各別に論究しましたのであります、此事は念の爲め申上げて置きますそれだけ御答して置けば宜しいかと思ひます

〔男爵石黑忠悳君演壇に登る〕

○男爵石黑忠悳君 貴族院令は當貴族院に於きましては或る重要の法令で、加之、先年此一部を改正するに當つて政府は此法令の改正は是で打切りだと云ふ斷言まで致されましたのを、それを更に改正されまするど云ふ事は容易な事でないと信じまするそれで我々に對しましては是は重大の案でございまするで、最初から總理大臣が是へ出られまして、其必要を我々の得心するまでに御說明のあることゝ存じて居りました所が、當日は總理大臣は是の說明をせらませずして法制局長官がせられました、多くの國務大臣も居られましたけれども、國務大臣ではなくて法制局長官が其任を執りました、それで本員は是は我が貴族院の記錄に殘してどう云ふものであらうかと云ふ配慮を致して居るのであります、かるが故に本員は今日茲に於て更に總理大臣から親しく此必要を御說明を請ひませうと存じて居りましたのであります、然るに今日は總理大臣が御出席になりまして段々委員長の報告等も御聽きになり、それから唯今小澤男爵の御質疑に親しく御答へになり致しました故に本員は茲に於きまして改めて總理大臣に同じ事を繰返して御述べ下されたいとは懇願いたしませぬのであります、此序でに本員は一應質疑をして置きたいのは、此改正と云ふものは、是で略々打切ると云ふ事は委員會でも申されませぬやうに速記錄を見まするど解されますのです、或は勅選議員の年期を付けると云ふことなどは隨分世間で說のございまする望みのやうに思うて居ります、又私は此案に付ては一方ならず心配を致しました故に、毎々ではございませぬが、第二回の委員會には初めから出まして傍聽を致して居りましたでございます、其中などにも柳澤……

〔伯爵柳原保惠君「柳原……」と述ふ〕

柳原伯爵からの御說で、勅選議員の一人として傍聽を致して居つて、誠に冷汗に堪へぬやうに感じましたこともございます、それは速記錄を御覽になりますと分りますが、勅選議員に付て重きを御置きになつて、其言葉の末に我々互選議員をして過ながらしむる爲に勅選議員の種々學識のある功勞のある經驗のある者に助けられたいと云ふ御說があるので、此時は傍聽を致して居つて殆ど冷汗背に洽きやうな感じも致しましてございます、又其後に勅選議員の中には隨分老朽……老朽とは仰せられませぬ、年を取つて居る者もある、其中には花鳥風月を樂しむべき年齡の者でありながら、寒天に議院に出て議席に著かすると云ふことは如何にも氣の毒であると云ふやうな者もある、斯う云ふこともございました、故に年期を付けなければならぬと斯う云ふ御說もございました、併し是は私、勅選議員の一人として私ども自身に於きましては苟くも勅選の恩命を辱く致して議席に著きまする以上は、或は老衰いたしまして五官の不足がございますとか、若くは何か其行爲の爲に、世の中にあの者は勅選議員になつて議席に著いて居るが、世論から言ふと、勅選議員の恩命を汚しはせぬかと云ふ世論を受けて居る、斯う云ふことなきにしもあらず、今の老衰任に堪へぬ者や、世論を惹いて議院を汚すと云ふやうな世評を受けるやうな者が自ら省みて議員たるの任を全うせぬ、議員になつて居つては職責を汚すと云ふやうな自覺を致す者は決して……勅選は重い恩命を拜します者の中に此自覺を自ら致して議席に著いて居るやうな人はなからうと私は信じますので、此年期說は御心配に及ばぬと斯う存じまするし、政府も亦此年期說に付てはさう云ふ考はないと斯う云ふ答へでございました、私は政府に伺ひたいのは其他に是は政府では御考へがないと云ふことでございまするさうでございますが、世論にございます貴族院に限つて政府と關係のある會社に關係ある者とか云ふやうな者は上院議員として置いてはどうかと云ふやうな世論がございまするが、右等の改正の御考はありますかありませぬかと云ふことを一應伺つて置きたいと存じます。

〔江木千之君「謹聽」と呼ふ〕

〔國務大臣伯爵寺內正毅君登壇に登る〕

○國務大臣（伯爵寺內正毅君） 石黑男爵の唯今の御演說に對して一言申上げ置かぬければならぬ、本議題が本議院に提出されましたときに、私は他の用事を以つて此席に出ることが出來ませぬので、依つて主として此法令の關係に於て調査いたしました政府委員を出した譯でございます、之に依つて本案提出の理由を說明いたしたのでありますが、改めて茲に短簡に申上げ置いたならば御安心が著くかと思ふ、此案は御承知の通りに、第一が北海道、沖繩に於ける多額納稅議員選出のことの改正が一つと、貴族院に於ける伯子男爵の議員數の改正、是が骨子でございます、申すまでもなく貴族院令は憲法附屬の法令でございまして、濫に改正すべからざるものと云ふことを固く信じて居るのでございます、而して此三爵議員の數を改正しますのは前回の改正に於て稍々當を得ない所のあることを考へまして、此修正をなす爲に此改正を提出した譯であります、之を更に後れながら申上げて置く次第であります、而して唯今勅選議員の年期を付けること、之に付ては別に辯明を要さぬやうでありますが、固より年期を付けると云ふやうな改正案は毫も持つて居りませぬ、又貴族

院の議員が政府の保護を受くる會社とか或は其外の事業に關係して居ると云ふことは何等制裁にないと思ひます、是等の人が任命されて居つた所が差支はないと考へて居ります。

○男爵石黒忠悳君　ちよつと御答へが違つて居ります、本員が伺ひましたのは貴族院令の改正と云ふことに付て、貴族院議員が政府關係の會社に關係を致して居る者が今あるのでございます、之を世間で甚だ善いとか惡いとか云ふ世論がございますが、是は御改正なさる御意思がございますか、ございませぬかと云ふことを伺ひました、現在のことは本員も承知いたして居ります。

○國務大臣(伯爵寺内正毅君)　唯今最後に申上げた積りでありましたが、言葉が明瞭を缺いて御分りにならなかつたか知れませぬが、是は差支はないことと今日は思つて居ります、別に改正をする考へはございませぬ。

○議長(公爵徳川家達君)　是より通告順に依りまして登壇を促します、加藤恒忠君。

〔加藤恒忠君演壇に登る〕

○加藤恒忠君　私は本案に遺憾ながら反對を表する者の一人でありますが、元來貴族院令の改正、特に其の議員數の改正と申すことは、將來長く帝國立法機關の消長に關する重大なる問題でありまするからして、政府は之を提出されるに付きましては、必ず愼重なる御調査の上であるべきであるし、又當院に於てもいろ／＼御議論のあることと期待して居りましたが、先程諸公の御説を承はつて自分の嚮背を決する考でありまして、自ら演壇を汚して諸君の御耳を煩はす積りではありませぬでしたが、午前に伺ひますには別に反對の御演説の通告もないやうなことを承はりましたから、已むを得ず極めて簡單に私の所信を述べて、教を乞ひたいと思ひます、先づ第一に私の疑を抱きますことは政府は此案を提出するに當つては愼重を缺かれて居りはしないか、それは先刻石黒男爵より御話がございました通り私も同感を抱きます、現代……現政府は當議會に於きましても極めて關係の小さい法案、若くは法律の改正案であるとか、金額の少い追加豫算案に致しましても、必ず當局大臣が此席に出で説明をされるのでありまするが、先日は大臣の御顏も殆ど見えなかつたと思ひます、是は先刻石黒男爵の御尋に對して總理大臣より當日は差支へたと云ふことで總理大臣は御出でになりませなかつたが、唯此日は珍らしく政府委員の御説明ばかりであつた、幸にして平素極めて説明に巧妙なる、極めて要領を得られる所の法制局長官其人でありましたから、私は謹んで安心して御説明を承はりました、所が何故か當日の御説明は可なり簡單不明瞭であつて問題の要領に觸れられなかつたやうに私は受取りました、要領を得る得ないの問題でない、要領がなかつたやうな心持がする、是は餘り研究をされた結果でないのであるか、或は私が特に之を憂ふるのは此貴族院令の改正を政府は大變輕く見て居られるのではないか、我々は非常に重大問題と見て居るのであります、政府委員の當日の御説明は貴族院令の改正は容易に企つるべきものではないないが誠に已むを得ざる場合に於て修正を加へるのである、現行規定に於て伯子男爵互選の人員が頗る權衡を得ないから之を改正したい、三爵議員の增加に付ては此一言でございます、現在の貴族院令が何故に權衡を得ないのであるか、之を改正した此改正案が何故權衡を得て居るかと云ふことの御説明は一言もない、是は隨分説明を要する問題であらうと私は思ふのであります、或る見やうに依りましては却つて權衡を失しはしないか、私共の考では既に此伯子男三爵を各爵に分つて議員を選擧すると云ふことも如何であらうか、縱令男爵が多くても、子爵が多くても、伯爵が多くても少しも構はない、人物を得られれば……、それで此立憲の趣意に愜うて居るのではないかと思ひまするのですが、それ故に縱令少少の增減はありましても差支はありませぬが、假に一歩を讓つて政府の申される所のことを認めて見るとしても、果して此增員が權衡を得て居るかと云ふことは枝葉の問題ではないか、男爵議員が子爵議員より多い、それ故に男爵議員を增される、それと同時に伯爵も增され、子爵も增されれば更に權衡を失すると云ふやうな疑を更に生じて來る譯でありますから、此權衡論は極めて枝葉の問題で、大した此論辯の價はないと思ふのであります、どちらでも宜しい大したことはない、それよりは私は貴族院の全體の權衡に付て一二愚見を述べて見たいと思ふのであります、それで實は昨年議長並に諸君の命を奉じまして歐洲に出張いたしました節に於て、各國の議員と短日月の間に大分交りまして、貴族院の組織並に貴族院のことに付ていろ／＼意見を聽きましたんでありますが、世界の大勢は餘程貴族院と云ふものの編成に付て注意して居りますやうに私共は見たのであります、要するに今日は此戰爭始まつて以來殊に何れの國でも立法機關の組織と云ふものに付ては改正を訴へて居る所が多いやうであります、獨逸の如き專制軍國の國であつて此大戰中ですらも、戰爭の終るを待たずして、議會に於て選擧權の擴張を要求して居る、政府は之を約束したと云ふやうなことも既に御承知の通りであります、且つ我が議會に於ても……衆議院に於ても、既に選擧法改正案が出まして、中には選擧權の擴張が問題になつて居るやうな次第である、それで歐洲諸國は多くは普通選擧であります、普通選擧の弊害に付ては識者は皆之を憂へて居るやうでありまするが、是は何を以て之を調和するかと云ふことに付きましては、誰に聞いて見ましても、貴族院を善くして、貴族院で之れを調和すると云ふ外はないと云ふやうに申して居る人が多いのであります、それで我が貴族院は初めより貴族の外に勅選議員を仰せ付けられますし、又民選議員を擧げられたり致しましたが、其數は餘程以來變化して居る、華族選出の議員と勅選の議員は餘程初より殖えて居りますが、人民直接選擧の部類は初の通り一縣一人であつて、相變らず四十五人でありますが果して是も權衡を得たものであらうか、どうか、畏くも先帝陛下が貴族院令を賜はり、貴族院を創設いたされましたる所の聖意は人民の知識、學術、財產の增殖するに從つて、戊申御詔勅の大趣意に依つて選擧權も多少は擴張せらるべきものと察し奉つて宜からうと私共は考へるのであります、尤も今の多額納稅者の選擧でそれを擴張すると云ふことはむづかしうございませうが、財產が增殖するならば……商工業共に大變に發達し、財產も殖えて居りますから寧ろ此貴族院令の改正を要するものならば、此選擧法又代表者の數に付ても大に考慮を費すべき問題であらうと考へるのであります、それで貴族院議員の此度の改正は數を增すと云ふのが……大體を申せば此外にないのでありますが、貴族院議員の數を增すと云ふことは餘程是は講究を要する問題であらうと思ひます、世界何れの國でありましても、貴族院議員の數は極めて少ない、私は能く存じませぬが、恐らく日本は英國を除けば、日本が貴族院議員の數は一番多くはないかと考へるのであります、英吉利には御承知の通り貴族院議員でありますからして、他の歐米諸國並に日本……貴族院議員とは全で性質を異にしたるものでありまして、權衡も我々貴族院の如く重大なものでありませぬ、殊に下院の議決を經て、上院を通過せずして、法律が發布せられたこともあり、且つあり得ると云ふことも承知つて居ります、是に私共昨年英國へ參りました時分にも盛んに貴族院改造論が出て居りました、中には隨分貴族院全廢論もあるのであります、要するに識者の意嚮は數を減じて、選擧法を變へて、貴族院の權を擴めて一言に申せば、日本の貴族院のやうなものにしたいと云ふ意嚮を有つて居る人が英吉利にも大分あるやうであります、要するに數を少くして、其內容を良くすると云ふことは各國議院のことを論ずる人の意見が一致すると云ふことは申上げ兼ねますが、餘程此説に傾いて居るやうに思はれるのであります、此際に當つて少しの權衡を得ないと見ました所が、少しく議員の數を增す位なことで、此大切な貴族院の改正になるだけの價値はなし、私は餘程考物ではないかと考へるのであります、それから今一つの多額納稅議員の二名の增加、此事に付ては政府委員からも稍々要領を御話になりましたが、沖繩縣及北海道に於て地方制度が行はれる、其結果衆議院議員選擧法が施行になつたら、貴族院に於ても多額納稅議員を選擧するのが至當と認める、それ故に改正する、斯う云ふ御意見であります、是は洵に御尤もで、私共是は贊成いたします、贊成を致しますが、是もそれが爲に根本的に十分に愼重なる調査をせずして、是だけを茲に改正すると云ふことに付ては如何なものかと思ふのであります、成程此問題は若し是で改正を要するものとしますれば、從來朝鮮なり、臺灣なり、其他新領土に於て市制を施き、衆議院議員を出したならば、其度每に貴族院議員も亦出さなくちやならぬ、それから過去に遡つて見ましても政府委員の言はれる所の論法から言ふと、初め衆議院の選擧法は郡部ばかりであつた、所が商工業の發達に連れて、市は獨立の選擧區となつて、議員の數を增して出されて居る譯であります、此論法より言へば北海道、沖繩縣も衆議院の選擧法に準じて一人の議員を出すと云ふことになりますると、外の獨立選擧權を有つて居る市、即ち東京市の如きは十

人か十一人の代議士を出して居る、斯る所へ東京府を括めて唯一人の議員を出すのは甚だ權衡を得ない譯でないかと私共は考へる、是亦相應の考慮を費し近頃神戸でございますとか、大阪でございますとか云ふ所は富の程度と云ふものは夥しく增進したでありますから、此多額納税と云ふ點から見ますれば、前に此貴族院令を制定せられ、此規則で納税額を決められました所の税額と云ふものは今は洵に低いものになりまして、新しいのがどん／＼殖えて行きますから、是等は餘程講究を要する問題であらうと思ひます、此點もそれ故に私は先つ御延ばしになつたが宜からう、で私の反對の理由は大體右の如くでございます、政府は將來に於て再び貴族院令の改正は行はれぬ積りだと仰せられました、是は洵に結構であります、斯の如き小さな問題、斯の如き權衡を得ない問題に付て、斯の如き小細工の改正は將來出されないのみならず、現在も御止めになつたが宜からう、此點に付て政府に私は御再考を煩はしたいと思ふのであります、又三爵議員の諸公は直接に御關係もあることでありますが、是は何れも四民の上に立たせられて、人格、名望を備へられて、殊に謙讓の美德あらせらるる方々でありますからして、此案に觸れずして三爵だけを增すと云ふことに付ては、是等の諸君は多分御賛成はなされますまいと思ひまするが、私は未來を考へられて尙ほ御注意あらせられむことを私は國家の爲めに特に希望いたして置きます。

〔伯爵奧平昌恭君演壇に登る〕

○伯爵奧平昌恭君　本員は原案に對して賛成意見を述べる一人でございます、只今加[illegible]君より縷々反對の御意見を承はりましたが、其要領は今回提出せられた所の改正案は權衡を得ざるや如何にと云ふことの點と、それから人物本位にして各階級を除いて選擧を行はれたらば宜からうと云ふ點と、それから華族の互選は初めより增加して居るが、民選の多額は四十五人であつて是も權衡を得てないやうな點がある、將來多額の選出に付ては財產の多寡其他に付ての選擧權の擴張をなすべきや如何にと云ふ御議論でありました、それから市の大小論もございましたやうに本員は聞及んだのでありまするが、一括して本員が述べまする論點に依り御判斷を願ひたいと思ふのであります、本員は原案に對して賛成の意を表するものでございます、抑々貴族院の委員會にも政府委員より説明のありましたる通りに、帝國憲法附屬の法規でありまするが故に、最も重要のものでありまして、固より輕々しく改正を試むべきものではありませぬ、今回の提出に付ては政府は愼重に審議をせられた上に提出せられたものと本員は思ふのでありまする、併ながら帝國憲法の第三十四條に於きまして「貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス」と、斯の如く命ずるに止めて、其細目は比較的改正の容易である所の貴族院令に委ねました趣旨は、即ち貴族院の組織の細目の方法に必要があつて改正を加へると云ふ際には之をなすべきものとのことを豫期したものと謂はなければならぬのでありまする、從つて必要なきに拘らず徒らに貴族院令の改正を行ふが如きは深く戒むべきことでありまする、然るに其の必要あるに際して此の改正をなさないと云ふことは所謂例を引いて申すれば柱に膠するの類ではないかと思ふのであります、憲法の期待するところの本旨にも背くものかと思ふのであります、現に貴族院令は明治三十八年並に明治四十三年の兩度に於きまして一部の改正を行はれたことは既に諸君の御承知の通りでありまして、私が申すまでもないことでありまする、故に問題はどうなるかと言へば、第一に實際の事情から鑑みまして貴族院の組織を構成する細目方法に變更を加ふるの必要あるや否や、第二に其必要がありとすれば將に行はむとする所の變更は果して適切相應して居るものであるかどうかと云ふ事を研究して見る必要があらうと思ふので有ます、此二點に付て愼重に考慮すべきものと本員は考へるのでございまする併一般の華族の實際を見まするのに國家の隆盛に隨ひまして屢々授爵又は陞爵の榮典を行はせられ各爵共に多少の增加があつたと云ふことは諸君と共に本員の慶ぶ所でありまする、既に各爵者の實數に於て多少の增加を示して居るとしまするならば之に適合せむが爲に各爵者の議員數を變更すると云ふことは寧ろ當然のことに屬するものと本員は心得まする此公侯爵は法定議員とも申すべきでございませうか、當然貴族院に列せらるゝ御方々でございますからして別問題でございますが、伯子男爵議員の定數と云ふものは貴族院令の第四條第二項に定められて居りまして、而して同令に之を限定しました當時と其實情を異に致しまする以上は、之に相當の變更を加へるにあらざれば現行貴族院令の本旨をも實現することを得ませぬと存じまするが、此際伯子男爵議員の定數を變更せむが爲に貴族院令第四條第二項に改正を行ひまするのは至極至當の事と思ふのでございまする、今政府提出の原案を見まするに、伯爵議員は二十人以内それから子爵及男爵議員は各七十三人以内、斯う變更せむとするのでありまして、現行貴族院と同じく按分主義を執らずして員數主義を執るので有ます、是は記録を見ますると明治三十八年の第二十一議會に於きまして按分主義を一票の差を以て本院は維持したので有ます、併ながら明治四十二年の第二十五議會に於て之に反して百十一票の大多數を以て按分主義を廢して新たに限定主義を執つたのであります、故に原案が同じく單數限定主義を執つたと云ふ事は院議を尊重する點からしても至極穩當の處置と考へまする、併ながら三爵議員の員數を如何に限定すべきかと云ふ事に付ては大に考慮を要すべき問題でありまして就中各爵者の實數と各爵者の順位とに最も重きを置くべきものと思ふのであります、蓋し三爵議員は各爵者の代表と云ふ意義を有しまするからして、按分主義を勵行する必要はないと致しましても、各爵者の實數は之を考慮しなければならないと思ふのでありまする、之と同時に唯今先きほど述べました通りに順位と云ふ事に付ては、既に五爵の制を定められて居られまする以上は其間の順位に付ては御上の御趣旨のある所に依て考慮する必要は大にあらうと思ふのでありまする又之を考慮するのを以て穩當なることゝ思ふのであります、原案に依つて見ますれば、伯爵及子爵の議員は各々三人、男爵は十人を增員いたしまして、結果其率は既に委員會に於ても政府委員より述べられまして諸君も研究せられて居りまするでございまするが、順序上述べなければなりませぬから多少述べますが、伯子男は各々百人に付て二十人、十九人「ポイント」二、十八人「ポイント」三となるので、私の表は四捨五入がしてあります、之を現行貴族院令の下に於きまして十七人それから十八「ポイント」四それから十五人「ポイント」八に比較を致しますると、實質と順位に照して、改正案の方が遙に適切なるを覺えるのであります、且つ授爵又は陞爵に依りまして三爵の增加いたしまする所の實状を見ますると、伯爵は子爵より少く、男爵は子爵よりも多きことは明かであつて、是は申す迄もないことでありまする、此事實からしましても、原案の所期する結果は大體に於て長く續くであらうと本員は考へるのでございます、一切の情實を離れまして私情を去り、公平の心を以て客觀的に觀察いたしますれば、自ら斯の如く斷定をしなければならぬのであります、次に原案は貴族院令第一條、第六條第七條に改正を加へまして、北海道及沖繩縣の多額納税者より各々一名の議員候補者を選出せしめて、議員に勅任せらるべきものとしてあるのでございます、是は固より申す迄もなく至當の改正と信ずるのでありまする、從つて多額納税者議員互選規則を北海道及沖繩縣に施行されて居りませぬのは、全く一般地方制度の施行せられて居ないこと、即ち明治二十三年の二月二十八日でありましたかの詔勅を以て明かでありまするが、昨今北海道及沖繩縣も漸次開發をせられまして、地方制度の既に整備を致しましたる今日、互選規則の効力を北海道及沖繩縣に及ぼさないと云ふ理由は全く消滅を致しました、他の府縣と同じく多額納税者議員を貴族院に送らしむるのは此際至當の事理と考へるのでございまする、加之衆議院議員の選擧法は既に同地に施行せられまして其選出せられて居る所の議員は業に已に衆議院に列して居りまする點より考へましても、北海道及沖繩縣に互選規則を施行せしむが爲に貴族院令第一條第六條第七條を改正いたしまするのは確かに事の宜しきを得たものと信ずるのでありまする、要するに原案は增員せむが爲の改正にあらずして、政府委員からも屢々述べられましたる通りに、從來の不權衡を矯正せむが爲に增員を已むを得ず……と云ふと語弊がありませうが當然增員しなければならぬやうな情勢に立至つて居るものと本員は解釋を下すのでありまする、で斯の如く觀察して攻究しますれば、今回政府が提出せられた所の原案は全體と致しましても相當適切のものであらうと本員は信ずるのでありますが故に、茲に賛成の意見を述べまして諸君の御參考に供したいと思ふのであります、長い間清聽を煩はしました。

○議長（公爵德川家達君）　阪谷男爵に伺ひますが、此際發言せられますか。

○男爵阪谷芳郎君　別に反對論がございませぬければ私は止めます。

〔子爵前田利定君發言の許可を求む〕

○議長（公爵德川家達君）　前田子爵は……

○子爵前田利定君　討論終結の動議を提出いたします。

〔「贊成」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　唯今前田子爵の動議は聊か規則に反して居ると考へます、併し別に發言者もないと認めますから自然討論は終結したものと議長は認めて居ります、將來の爲に御注意を致して置きます、本案に付て採決を致しますが、吉井伯爵初め定規の贊成者を以て記名投票の要求が出ました、故に本案の第二讀會を開くべきや否やの決を記名投票を以て決します、諸君も御承知でございませうが……御靜粛に願ひます、念の爲に諸君に申上げて置きます、本院規則第百八條に依りまして、問題を可とする諸君、即ち本案の第二讀會を開くべしとする諸君は白色票、開くべからずとせらるゝ諸君は靑色票を御投票にならむことを希望いたします、書記官をして氏名點呼を行はせまして御登壇を願ひます、茲に諸君に御諮りを致します、江木千之君は御歩行に御難儀と考へますから、先例もございますから、隣席の御方に御投票を御依託に相成つて宜しからうと考へます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

〔書記官氏名點呼を行ふ〕

○議長（公爵德川家達君）　念の爲に申述べて置きますが、議長は先刻江木千之君が歩行不自由に付き隣席の御方を御依託に相成つて差支あるまいと申上げましたが、廣瀨滿正君も同じ理由に依り隣席の御方に投票を依託されました、勿論差支ないと考へます

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　投票漏れはございませぬか――投票漏れはないと認めます、是より開匣を致します、書記官をして計算を致させます。

〔書記官投票を計算す〕

○議長（公爵德川家達君）　記名投票の結果を御報告に及びます、總投票數二百二十一、可とする者、即ち本案の第二讀會を開くべしとする者二百十五、本案の第二讀會を開くべからずとする者六、故に本案は第二讀會を開くべしと決しました。

贊成　　二百十五名

反對　　六名

〔參照〕

贊成者氏名

公爵德川慶久君
侯爵黑田長成君
侯爵德川圀順君
伯爵大原重朝君
伯爵清棲家教君
伯爵松浦厚君
伯爵柳澤保惠君
伯爵川村鐵太郎君
伯爵林博太郎君
伯爵島津忠麿君
子爵加藤泰秋君
男爵小澤武雄君
子爵藤井行德君
子爵野宮定穀君
子爵大宮以季君
子爵松平乘承君
子爵山口弘達君
子爵鍋島直虎君
子爵久留島通簡君
子爵舟橋遂賢君
子爵藤谷爲寬君
子爵勘解由小路資承君
子爵稻垣太祥君
子爵東坊城德長君
子爵松平直德君
子爵冷泉爲勇君
子爵酒井忠亮君
子爵伊集院兼知君
子爵五辻治仲君
子爵前田利定君
子爵森清君
子爵井上匡四郎君
子爵榎本武憲君
子爵今城定政君
子爵吉田清風君
子爵本多忠鋒君
子爵藪篤麿君
子爵伊東祐弘君
子爵堤雄長君

公爵近衞文麿君
侯爵花山院親家君
侯爵細川護立君
伯爵正親町實正君
伯爵吉井幸藏君
伯爵寺島誠一郎君
伯爵柳原義光君
伯爵奧平昌恭君
伯爵松平賴壽君
子爵田尻稻次郎君
男爵尾崎三良君
服部一三君
子爵唐橋在正君
子爵一柳末德君
子爵井伊直安君
子爵青山幸宜君
子爵大田原一清君
子爵京極高德君
子爵本多實方君
子爵實吉安純君
子爵本多忠敬君
子爵樋口誠康君
子爵毛利高範君
子爵松平直平君
子爵青木信光君
子爵牧野忠篤君
子爵永井尙敏君
子爵堀河護麿君
子爵細川立興君
子爵櫛笥隆督君
子爵西大路吉光君
子爵五條爲功君
子爵京極高備君
子爵水野直君
子爵大給近孝君
子爵豐岡圭資君
子爵秋月種英君
子爵片桐貞央君
子爵松平乘長君

子爵野村益三君
子爵丹羽長德君
子爵清岡長言君
子爵立花種忠君
子爵小笠原勁一君
子爵京極高義君
男爵石黑忠悳君
高崎親章君
男爵中川興長君
北里柴三郎君
前田正名君
黑岡帶刀君
男爵村上敬次郎君
荒川義太郎君
柴田家門君
石塚英藏君
男爵坂本俊篤君
男爵名和長憲君
男爵太秦供康君
男爵阪井重季君
男爵內田正敏君
男爵藤井包總君
男爵梨羽時起君
男爵新田忠純君
男爵伊東義五郎君
男爵辻健介君
男爵小早川四郎君
男爵青山元君
男爵藤大路親春君
男爵船越光之丞君
男爵北大路實信君
男爵眞田幸世君
男爵坪井九八郎君
男爵長松篤棐君
男爵島津長丸君
男爵楠本正敏君
男爵福原俊丸君
男爵津田弘道君
男爵島津久賢君
男爵安藤直雄君
男爵二條正麿君
男爵藤堂高成君

子爵池田政時君
子爵米津政賢君
子爵八條隆正君
子爵新庄直知君
子爵板倉勝憲君
小野田元凞君
男爵高木兼寬君
男爵村田經芳君
男爵杉溪言長君
大久保利武君
小牧昌業君
江木千之君
男爵山內萬壽治君
男爵北島齊孝君
男爵宇佐川一正君
男爵村木雅美君
山本達雄君
古市公威君
男爵武井守正君
男爵阪谷芳郎君
男爵肝付兼行君
男爵山內長人君
荒井賢太郎君
男爵南岩倉具威君
男爵平野長祥君
男爵山內豐政君
男爵竹腰正己君
男爵毛利五郎君
男爵若王子文健君
男爵千秋季隆君
男爵斯波忠三郎君
男爵安場末喜君
男爵伊丹春雄君
男爵本田親濟君
男爵神山郡昭君
男爵本多政以君
男爵清水資治君
男爵黑田長和君
男爵岩倉道倶君
男爵佐竹義準君
男爵小畑大太郎君
男爵東鄉安君

石井省一郎君
三宅秀君
湯地定基君
藤田四郎君
若槻禮次郎君
倉知鐵吉君
有松英義君
和田維四郎君
室田義文君
安立綱之君
伊澤多喜男君
西久保弘道君
湯淺倉平君
桑田熊藏君
麻生太吉君
細谷巖太郎君
橋清治郎君
堀內半三郎君
石橋謹二君
廣瀨滿正君
平山浪三郎君
美馬儀一郎君
上松泰造君
西川甚五郎君
網藏平輔君
堀正一君
鈴木周三郎君

谷森眞男君
中島永元君
原保太郎君
阪本釤之助君
福永吉之助君
山之內一次君
木場貞長君
淺田德則君
古賀廉造君
南弘君
高橋作衞君
江木翼君
德富猪一郎君
田中源太郎君
田島竹之助君
江原芳平君
瀧川辨三君
武石橋次君
星島謹一郎君
竹村與右衞門君
松尾寬吉君
尾崎伊三郎君
日高榮三郎君
安田善三郎君
福島文右衞門君
井芹康也君

反對者氏名

山脇玄君
折田彥市君
和田彥次郎君

加藤恒忠君
澤柳政太郎君
海江田準一郎君

○男爵中川興長君　直ちに第二讀會を開かれむことを望みます、

○子爵青木信光君　贊成。

〔其他「贊成」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　直ちに本案の第二讀會を開くべしとする中川男爵の動議に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに本案の第二讀會を開きます、全部を問題に供します、原案に同意の諸

君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○男爵中川興長君　直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○子爵靑木信光君　贊成。

○伯爵柳原義光君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第三讀會を開きます、第二讀會決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第七、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案、政府提出、第一讀會の續、委員長報告。

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

右可決ﾌヘきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月十三日

右特別委員長

侯爵　德　川　圀　順

貴族院議長公爵德川家達殿

〔侯爵德川圀順君演壇に登る〕

○侯爵德川圀順君　市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案の委員會の經過並に結果を御報告いたします、本案改正の要旨は今回小學校教員の俸給令を改正しまする結果として、之に伴ひまする所の退隱料及遺族扶助料を改正するのでございます、即ち從來の退隱料及遺族扶助料より更に高い金額の俸給に對する所の退隱料及扶助料を定むる必要があるのでございます、委員會に於きましても詳細に是か說明を承はりましたのでございます、之に付きまして委員中より次の質問がございました、即ち此法案が通過するときに其効力が遡及するや否や尙ほ此效力、既往に遡るが適當と思ふが、如何であるかと云ふのでございました、之に對しまして次の答へがありました、効力が既往に遡ると云ふことは是まで小學校教員等に於ては其例がないのである、それで本案も効力を既往に及ぼす考はないと云ふことでありました、其他此に特報すべき事柄もございませぬ、委員會は必要なる法案と認めまして全會一致を以ちまして可決いたしました次第でございます此段御報告いたします、簡單明瞭のものでありますから、讀會省略を以て可決あらむことを希望いたします。

○子爵藤谷爲寬君　讀會省略贊成。

○子爵榎本武憲君　贊成。

○侯爵細川護立君　贊成。

○子爵京極高備君　贊成。

○子爵豐岡圭資君　贊成。

○子爵本多忠鋒君　贊成。

○男爵高木兼寬君　贊成。

○山脇玄君　贊成。

○高崎親章君　贊成。

○男爵山內長人君　贊成。

○男爵肝付兼行君　贊成。

○男爵藤井包總君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　德川侯爵の讀會省略の動議に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　三分の二以上と認めます……原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第八、重要物產同業組合法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會。

重要物產同業組合法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年三月十二日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

重要物產同業組合法中改正法律案

重要物產同業組合法中左ノ通改正ス

第九條第一項ヲ左ノ如ク改ム

組長ハ其ノ同業組合又ハ同業組合聯合會ヲ代表シ其ノ事務ヲ管理ス

第十一條ノ二　經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ組長ノ請求アルトキハ市町村ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テハ組合ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘシ

前項ノ徵收金ハ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付時効ニ關シテハ國稅ノ例ニ依ル

○議長（公爵德川家達君）　本案の特別委員は曩に議長が指名いたしました農會法中改正案の同一委員に附託いたします。

○議長（公爵德川家達君）　諸君に於て御異議がなければ第九より第三十までの請願を一括いたして問題と致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〔左の意見書案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

意見書案

八幡區裁判所復設の件

岐阜縣郡上郡八幡町長仲上忠平外十六名呈出

右の請願は前年行政整理の結果八幡區裁判所を廢止し其の管轄區域たる岐阜縣郡上郡を擧けて岐阜區裁判所の管轄に屬せしめられたるも同郡は山嶽を以て圍まれ且岐阜市を距ること遠く交通至難なるを以て人民の不便不利尠からさるに依り速に同區裁判所を復設せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

意見書案

佐野區裁判所復設の件

栃木縣安蘇郡佐野町長大川才次郎外十四名呈出

右の請願は曩に行政整理の結果佐野區裁判所を廢止し其の管轄區域たる栃木縣安蘇及足利の二郡を擧けて栃木區裁判所の管轄に屬せしめられたるも安蘇郡は機業盛大にして商取引頻繁を極め裁判事件亦夥多なるに栃木區裁判所を距ること遠く人民の不便尠からさるを以て速に同區裁判所を復設せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

意見書案

龍ヶ崎區裁判所復設の件

茨城縣稻敷郡龍ヶ崎町長中島喜三郎外七十九名呈出

右の請願は前年行政整理の結果龍ヶ崎區裁判所を廢止し其の管轄區域たる茨城縣稻敷、北相馬の二郡を擧けて土浦區裁判所の管轄に屬せしめられたるも距離遠隔にして不便尠からす加之昨年稻敷郡の內本新島、十余島、浮島の三箇村を麻生區裁判所の管轄に移されたるか爲一層其の不便を感するに至りたるに依り右二郡を管轄區域とする龍ヶ崎區裁判所を復設せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

意見書案

武生區裁判所復設の件

福井縣南條郡武生町長三田村甚三郎呈出

右の請願は曩に行政整理の結果武生區裁判所を廢止し其の管轄區域たる福井縣南條郡武生町外四十七箇町村は遠隔なる福井區裁判所の管轄に屬せしめられたり然るに該地方は訴訟事件多き爲不便甚しきを以て之か復舊に關し議院に請願し既に採擇を得たるも未其の運に至らす頗遺憾なるを以て速に之を復設せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

意見書案

北海道空知郡中富良野村に登記所設置の件

北海道空知郡中富良野村平民農須藤才八外三百二名呈出

右の請願は北海道空知郡中富良野村は上富良野村及下富良野村の中間に位し逐年發達の機運に向ひ登記事件多くして將來登記所を增設せらるる場合には最適當の位置たるへきに由り同村市街地に之を設けられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大

證に採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

意見書案

福岡縣築上郡下城井村安武に登記所設置の件

福岡縣築上郡下城井村長佐藤五六郎外一名呈出

右の請願は福岡縣築上郡下城井村及上城井村の登記事務は行橋區裁判所椎田出張所の管掌する所なるも同出張所は遠隔にして不便尠からさるを以つて下城井村安武に登記所を設置せられむことを屢議院に請願し採擇せられしと雖未設置の運に至らす遺憾なるに依り速に之を設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

意見書案

水戸地方裁判所下妻支部權限復舊の件

茨城縣眞壁郡下妻町長河面芳雄外九名呈出

右の請願は茨城縣眞壁、結城及猿島の諸郡並筑波郡の一部は水戸地方裁判所下妻支部の管轄に屬す而して曩に同支部に於て取扱ひたる民事刑事の事件は擧けて之を本廳に於て取扱はることと爲りたる爲是等の數郡民は訴訟上多くの日子と費用とを要するに至り甚遺憾なるを以て速に該支部の權限を復舊せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

意見書案

青森縣西津輕郡稻垣村に登記所設置の件

青森縣西津輕郡稻垣村長藤田藤左衞門呈出

右の請願は青森縣西津輕郡稻垣村は區域廣く戸口多くして登記事件夥多なるに拘らす所轄登記所を隔つること遠く交通屢杜絶せらるるを以つて同村内に登記所を設置せられむことを屢議院に請願し採擇せられしと雖未實行せられさるは甚遺憾なるに依り之か敷地建物は稻垣村より寄附するを以て速に之を同村に設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

意見書案

静岡地方裁判所沼津支部復設の件

静岡縣駿東郡沼津町長大場藤五郎呈出

右の請願は静岡地方裁判所沼津支部は曩に行政整理の結果之を廢止せられたるも沼津町は静岡以東に於ける要地にして海陸交通の便備はり又近時其の附近に各種の工業の發達著しく裁判事件の激増せるに拘らす該支部を置かれさるは地方の發展上遺憾尠からさるに依り速に之を復設せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

意見書案

香川縣下漁船避難港築造の件

香川縣三豐郡觀音寺町長宮本秋四郎外四十三名呈出

右の請願は香川縣三豐郡觀音寺町は瀨戸内海の要樞に當り附近魚族饒多にして三備藝豫の漁船常に輻湊し斯業の盛なる實に内海に冠たり然るに海上風波の危險多く爲に漁民の生命財産を亡失するもの枚擧に遑あらさるを以て町民は燧洋救難所を設けて之か災厄を防止せむと企てたりと雖其の施設完からさるに依り政府に於て同町の沿岸に漁船避難港を急設せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

意見書案

北海道空知郡岩見澤町に區裁判所設置の件

北海道空知郡岩見澤町平民公吏高柳廣藏外百四名呈出

右の請願は北海道空知郡岩見澤町を中心とする一帶の地方は拓殖の進捗に伴ひ戸口繁殖し各種産業の發達殊に顯著にして隨て裁判事件激増せるに拘らす管轄區裁判所を距ること遠く交通不便なるは甚遺憾なるに依り岩見澤町外十八箇町村を管轄する區裁判所を同町に設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

意見書案

北海道上川郡名寄町に區裁判所設置の件

北海道上川郡名寄町平民農木原太三治外二百五十二名呈出

右の請願は北海道上川中川の二郡は天鹽川流域地方の要部に位し戸口多く區域廣大にして産業の發達著しく裁判事件亦頗夥多なるに拘らす交通至難にして遠距離なる旭川區裁判所の管轄に屬し不便不利尠からさるのみならす地方の發展上遺憾に堪へさるに依り上川中川枝幸の三郡及紋別郡の一部を管轄區域とする區裁判所を名寄町に設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

意見書案

旭川區裁判所士別出張所設置の件

北海道上川郡士別町平民公吏遠藤康之外三十四名呈出

右の請願は北海道上川郡多寄村、上士別村、劒淵村、和寒村及士別町は旭川區裁判所上名寄出張所の管轄に屬するも同出張所は事務繁劇にして迅速を期し難く且其の多くは是等の町村に係るものなるを以て以上五箇町村を管轄する登記所を士別町に設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

意見書案

宮崎縣東臼杵郡東郷村に登記所設置の件

宮崎縣東臼杵郡東郷村長吉名馬治外十八名呈出

右の請願は宮崎縣東臼杵郡東郷村は區域廣大にして登記事件夥多なるに拘らす所轄登記所を距ること遠く交通至難にして不便不利尠からさるを以て敷地建物等は之を寄附すへきに依り速に同村に登記所を設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

意見書案

松阪區裁判所復設の件

三重縣飯南郡松阪町長大村福五郎外二十二名呈出

右の請願は三重縣飯南郡松阪町は諸官衙の設あり加ふるに民事刑事裁判所事件頻繁なるに拘らす曩に行政整理の結果同地に於ける區裁判所を廢止せられ該事務は距離遠隔なる安濃津區裁判所の管轄に屬せしめられ町民の不便不利一方ならさるを以て該區裁判所を復設せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

意見書案

長野縣南佐久郡中込村に登記所設置の件

長野縣南佐久郡中込村長市川忠治郎外二名呈出

右の請願は岩村田區裁判所臼田出張所は管轄區域廣濶にして登記件數多く事務の澁滯を免れさるを以て長野縣南佐久郡中込村字橋場に區裁判所出張所を設け同郡野澤町、前山村、岸野村、櫻井村、中込村、平賀村及内山村を其の管轄に屬せしめら

れたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

意見書案

北海道紋別郡上湧別村に登記所設置の件

北海道紋別郡上湧別村農鈴木峰次外四百二十九名呈出

右の請願は北海道紋別郡上湧別村は土地廣く戸口多く産業興隆し隨て登記事件夥多なるに拘らす遠隔なる紋別登記所の管轄に屬し不便不利尠少ならさるを以つて同村に登記所を設置せられむことを議院に請願し採擇せられたるも未實施せられさるは遺憾なるに依り之れを設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

意見書案

釧路地方裁判所網走支部設置の件

北海道網走郡網走町平民回漕業遠藤勘兵衛外十四名呈出

右の請願は網走區裁判所管内は戸口増加し産業の發達著しく訴訟事件の増加したること釧路地方裁判所管内各區裁判所中第一位を占むるの狀態なるに拘らす區裁判所の權限外に屬する訴訟に就ては遠隔なる釧路に往復せさるへからす不便不利甚しきに依り速に該區裁判所に釧路地方裁判所の甲號支部を設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

意見書案

島根縣那賀郡有福村に登記所設置の件

島根縣那賀郡有福村平民農森脇平作外二百五十六名呈出

右の請願は島根縣那賀郡有福村は濱田區裁判所の直轄に跡市、二宮、川波の三箇村は江津出張所の管轄に屬すと雖各村共所轄登記所は遠隔にして不便不利甚しく地方の振興上遺憾尠からさるを以て廳舍の設備等は地方民に於て之を準備すへきに依り有福村を中心とし交通取引關係等の密接なる右四箇村を管轄區域とする登記所を大正七年度に於て有福村に設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

意見書案

岡山縣眞庭郡内登記所設置の件

岡山縣眞庭郡八束村長立田棟造外二名呈出

右の請願は岡山縣眞庭郡八束、川上、中和の三箇村は津山區裁判所勝山出張所の管轄に屬するも距離遠隔にして殊に多期は積雪の爲交通杜絶し不便甚しきを以て速に三箇村の中適當なる場所に區裁判所を設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

意見書案

藥草栽培保護に關する件

東京府北豐島郡巣鴨町士族日下眞佐市呈出

右の請願は我國に於て藥用植物の栽培を保護奬勵するは刻下の急務なり故に臨時藥業調査會に於て決定したる藥草試驗場設置の金額を以て之か栽培者並研究者に對し補助金を下付する爲藥草栽培奬勵法を制定せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

意見書案

北海道空知郡上富良野村に登記所設置の件

北海道空知郡上富良野村平民農嶋坂博夫外百六十四名呈出

右の請願は北海道空知郡上富良野村は附近の各村に比し區域廣濶人口夥多にして登記事件頻繁なるに拘らす管轄登記所たる旭川區裁判所は距離遠隔にして不便不利一方ならさるを以て同村に登記所を設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

○議長（公爵德川家達君）　第九より第三十までの請願は、請願委員長の報告に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます、次の議事日程は決定次第御通知に及びます、本日は是にて散會。

午後三時四分散會

○大正七年三月十八日（月曜日）

午前十時四分開議

議事日程　第十四號

第一　侯爵中御門經恭君、深野一三君請暇の件

第二　狩獵法改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第三　臺灣銀行法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第四　罹災救助基金法中改正法律案（政府提出衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第五　朝鮮の生産に係る物品の移入税免除に關する法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第六　特許法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會

第七　商標法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會

第八　意匠法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會

第九　實用新案法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會

第十　日本勸業銀行法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第十一　輕便鐵道法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第十二　軌道條例中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第十三　美術の振興に關する建議案（馬屋原彰君外一名發議）　會議

○議長（公爵德川家達君）　是より諸般の報告を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

去る十五日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請せり

貴族院令中改正案

同日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日之を衆議院に送付せり

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

同日本院に於て採擇すへきものと議決したる八幡區裁判所復設の請願外二十一件の請願は各意見書を附し即日之を政府に送付せり

同日可決したる議員高木豊三君に對する弔辭は翌十六日之を贈れり

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

農會法中改正法律案特別委員會

委員長　子爵冷泉爲勇君

副委員長　前田正名君

重要物産同業組合法中改正法律案特別委員會

委員長　子爵冷泉爲勇君

副委員長　前田正名君

同日特別委員副委員長より左の報告書を提出せり

罹災救助基金法中改正法律案可決報告書

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

日本勸業銀行法中改正法律案可決報告書

輕便鐵道法中改正法律案可決報告書

軌道條例中改正法律案可決報告書

一昨十六日特別委員會に於て當選した正副委員長の氏名左の如し

有價證券割賦販賣業法案特別委員會

委員長　子爵稻垣太祥君

副委員長　子爵田尻稻次郎君

朝鮮の生産に係る物品の移入税免除に關する法

律案特別委員會

委員長　石塚英藏君

副委員長　子爵野村益三君

爆發物取締罰則中改正法律案特別委員會

委員長　伯爵松平頼壽君

副委員長　男爵若王子文健君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

朝鮮の生産に係る物品の移入税免除に關する法律案可決報告書

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

狩獵法改正法律案

臺灣銀行法中改正法律案

同日議員馬屋原彰君外一名より百六名の賛成を以て美術の振興に關する建議案を發議せり

同日男爵議員補闕選擧に當選せらる

從三位勳三等男爵西紳六郎君

正五位勳四等男爵辻太郎君

○議長（公爵德川家達君）一昨十六日、本院議員に當選せられました男爵西紳六郎君の席次は古市公威君の次席、同じく男爵辻太郎君の席次は藤堂男爵の次席と確定いたしました。

○議長（公爵德川家達君）是より本日の會議を開きます、諸君に御諮りを致します、一昨十六日當選せられました西男爵、辻男爵の部屬は抽籤の手續を省略いたし、順次闕員ある部に編入いたして御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）御異議ないと認めます、付ては西男爵を第四部に、辻男爵を第五部に編入いたします。

○侯爵細川護立君　是より借地法案の特別委員會を開きたいと思ひますから、同委員の退席の御許可を願ひたう存じます。

○議長（公爵德川家達君）細川侯爵の借地法案の特別委員會へ退席の要求は、許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）御異議ないと認めます、茲に諸君に御諮り致します、本會期中特別委員會、常任委員會、並に分科會等へ、本會議中に退席の要求が出ましたならば許可を致して宜からうかと考へますが、豫め諸君の御許しを得て置きたう存じます御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）御異議ないと認めます、議事日程第一、侯爵中御門經恭君、深野一三君請暇の件、中御門侯爵公務上會期中、深野君病氣に付き會期中の請暇でございます、何れも許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）日程第二、狩獵法改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、本日も御異議がなければ通牒文の朗讀は省略を致したく存じます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〔左の送付文及議案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に傚ふ〕

狩獵法改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月十六日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

狩獵法

第一條　狩獵鳥獸以外ノ鳥獸ハ之ヲ捕獲スルコトヲ得ス

狩獵鳥獸ノ種類ハ主務大臣之ヲ定ム

主務大臣ハ特殊ノ狩獵鳥獸ノ保護蕃殖ノ爲必要ト認ムルトキハ區域ヲ定メ捕獲ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第二條　狩獵鳥類ノ雛及鳥類ノ卵ハ主務大臣ノ定ムルモノヲ除クノ外之ヲ捕獲又ハ採取スルコトヲ得ス

第三條　狩獵鳥獸ハ狩獵免許ヲ受クルニ非サレハ主務大臣ノ定ムル銃器、網黐、ハゴ、鉤又ハ罠ヲ使用シテ之ヲ捕獲スルコトヲ得ス但シ欄柵其ノ他ノ圍障アル邸宅地域内ニ於テ銃器ヲ使用セスシテ捕獲スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條　地方長官必要ト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前條ノ規定ニ依ル獵具ノ使用以外ノ方法ヲ以テスル狩獵鳥獸ノ捕獲ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第五條　狩獵免許ハ甲乙ノ二種トシ狩獵免狀ヲ下付ス

甲種狩獵免狀ハ銃器ノ使用以外ノ方法ヲ以テ狩獵ヲ爲ス者ニ、乙種狩獵免狀ハ銃器ヲ使用シテ狩獵ヲ爲ス者ニ之ヲ下付ス

狩獵免狀ノ有効期間ハ十月十五日ヨリ翌年四月十五日迄トス但シ北海道ニ於テハ九月十五日ヨリ翌年四月十五日迄トス

主務大臣ハ特殊ノ狩獵鳥獸ノ保護蕃殖ノ爲必要ト認ムルトキハ前項ノ期間内ニ於テ特ニ其ノ狩獵ノ期間ヲ限定スルコトヲ得

前二項ノ期間内ニ非サレハ狩獵ヲ爲ス事ヲ得ス

第六條　本法又ハ本法ニ基キテ發セル命令ニ違反シ罰金ニ處セラレタル者ハ一年ヲ經過スルニ非サレハ狩獵免許ヲ受クルコトヲ得ス

第七條　未成年者、白痴者又ハ瘋癲者ハ乙種狩獵免許ヲ受クルコトヲ得ス

乙種狩獵免許ヲ受ケタル者白痴者又ハ瘋癲者ト爲リタルトキハ地方長官ハ其ノ免許ヲ取消スヘシ

第八條　狩獵免許ヲ受クル者ハ甲乙各種ニ付左ノ區別ニ從ヒ免許税ヲ納ムヘシ

一等　地租五百圓以上、營業税百五十圓以上若ハ所得税百圓以上ヲ納ムル者又ハ其ノ家族　四十五圓

二等　地租三十圓以上、營業税二十圓以上若ハ所得税ヲ納ムル者又ハ其ノ家族　二十圓

三等　一等及二等以外ノ者　五圓

前項ノ免許税ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

第九條、主務大臣又ハ地方長官ハ鳥獸ノ保護蕃殖ノ爲又ハ土地所有者ノ出願其ノ他ノ事由ニ因リ必要ト認ムル場合ニ於テハ十年以内ノ期間ヲ定メ禁獵區ヲ設クルコトヲ得

第十條　地方長官ハ危險豫防ノ爲其ノ他必要ト認ムルトキハ銃獵禁止區域ヲ設クルコトヲ得

第十一條　左ニ揭クル場所ニ於テハ狩獵ヲ爲スコトヲ得ス

一　御獵場

二　禁獵區

三　公道

四　公園

五　社寺境内

六　墓地

第十二條　學術研究ノ爲又ハ有害鳥獸驅除ノ爲其ノ他特別ノ事由ニ因リ主務大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ前數條ノ規定ニ拘ラス鳥獸ヲ捕獲シ又ハ鳥類ノ卵ヲ採取スルコトヲ得

主務大臣又ハ地方長官前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ許可證ヲ下付ス

第十三條　前條第一項ノ規定ニ依リ捕獲シタル鳥獸又ハ採取シタル鳥類ノ卵ハ之ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス但シ警察官署ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十四條　國、道府縣、郡又ハ市町村ハ命令ノ定ムル所ニ依リ獵區ヲ設定スルコトヲ得

第十五條　爆發物、劇藥、毒藥、据銃又ハ危險ナル罠若ハ陷穽ヲ使用シテ鳥獸ヲ捕獲スルコトヲ得ス

第十六條　日出前若ハ日沒後、市街其ノ他人家稠密ノ場所若ハ衆人群集ノ場所ニ於テ又ハ銃丸ノ達スヘキ虞アル人畜、建物、汽車、電車若ハ艦船ニ向テ銃獵ヲ爲スコトヲ得ス

第十七條　欄柵其ノ他ノ圍障又ハ作物アル土地ニ於テハ占有者、共同狩獵地ニ於テハ免許ヲ受ケタル者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ狩獵又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依ル鳥獸ノ捕獲ヲ爲スコトヲ得ス

第十八條　獵區ニ於テハ獵區設定者ノ承認ヲ得ルニ非サレハ狩獵又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依ル鳥獸ノ捕獲ヲ爲スコトヲ得ス

第十九條　狩獵免許ヲ受ケタル者又ハ第十二條第一項ノ許可ヲ受ケタル者鳥獸ヲ捕獲シ又ハ鳥類ノ卵ヲ採取セムトスルトキハ狩獵免狀又ハ許可證ヲ携帶スヘシ

警察官吏、憲兵、森林官吏又ハ市町村長ハ前項ノ規定ニ依リ携帶スヘキ狩獵免狀若は許可證又ハ捕獲シタル鳥獸若ハ採取シタル鳥類ノ卵ヲ檢查スルコトヲ得

第二十條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ捕獲シタル鳥獸又ハ採取シタル鳥類ノ卵ハ之ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス

第二十一條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第三條、第十一條、第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ違反シタル者

二 詐欺ノ行爲ヲ以テ狩獵免許又ハ第十二條第一項ノ許可ヲ受ケタル者

第三條又ハ第十五條ノ規定ニ違反スル犯罪ノ用ニ供シタル物件及其ノ犯罪ニ因リテ得タル鳥獸ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收ス

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ第十七條ノ規定ニ違反シタル罪ハ占有者又ハ共同狩獵地ノ免許ヲ受ケタル者ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

一 第一條第一項、第二條、第五項、第十三條第十七條、第十八條又ハ第二十條ノ規定ニ違反シタル者

二 第一條第三項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者

三 銃獵禁止區域ニ於テ銃獵ヲ爲シタル者

四 正當ノ事由ナクシテ第十九條第二項ノ規定ニ依ル檢査ヲ拒ミタル者

五 狩獵免狀又ハ第十二條第二項ノ許可證ヲ他人ニ使用セシメタル者

第二十三條 休獵區、禁獵區、銃獵禁止區域、獵區又ハ共同狩獵地ノ標識ヲ移轉、汚損、毀壞又ハ除却シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十四條 狩獵免許又ハ第十二條第一項ノ許可ヲ受ケタル者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ罰金ニ處セラレタルトキハ其ノ狩獵免許又ハ許可ハ効力ヲ失フ

第二十五條 第十九條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十六條 本法中地方長官トアルハ東京府ニ於テハ警視總監トス

本法中市町村又ハ市町村長トアルハ市制又ハ町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノトス

附 則

第二十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 明治二十年法律第七號ハ之ヲ廢止ス

第二十九條 舊法ニ依リ爲シタル許可ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

舊法ニ依リ設ケタル禁獵區又ハ銃獵禁止ノ區域ハ之ヲ本法ニ依リ設ケタル禁獵區又ハ銃獵禁止區域ト看做ス

第三十條 本法施行前爲シタル共同狩獵地ノ免許ハ仍其ノ効力ヲ有ス

前項免許ノ期間ハ申請ニ因リ之ヲ更新スルコトヲ得

第三十一條 狩獵免許ヲ受ケタル者舊法第二十一條乃至第二十三條ノ規定ニ依リ處罰セラレタルトキハ其ノ狩獵免許ハ効力ヲ失フ此ノ場合ニ於テハ一年ヲ經過スルニ非サレハ狩獵免許ヲ受クルコトヲ得ス

〔國務大臣仲小路廉君演壇に登る〕

○國務大臣(仲小路廉君) 本案提出の理由を申述べまして、御參考に供します、近來本邦の野生鳥獸の漸次減少を致しまする傾向のありますることは誠に著しいことでございます、是等鳥獸の減少を致しますることは、林業殊に農業には少からぬ妨害を及ぼすのであります、是等の鳥獸の減少を致しまする原因は、近時狩獵家の益々増加を致しまする事、或は狩獵に關する器具の發達を致しますること、其他に或は密獵者等の增加いたしましたること、是等各種の原因が集りまして、斯の如く野生鳥獸の減少を來して、それが爲に農業若くは林業にも少なからぬ影響を及ぼすのであります、どうしても此儘にして打捨て﹅置く譯に參りませぬので有ます、宜しく是等の鳥獸の減少いたしまする事を防止し、一面に蕃殖を圖る道を講じますることも極めて必要であります今回狩獵法の改正を致しまするのは畢竟此趣意に基くのであります、改正の要旨は是までは保護鳥として記載を致したのであります、是は却つて煩雜に流れまして、其實効を擧げるごと甚だ効果乏しいのでありります、此度は是に反して狩獵を致して支へのないと云ふ鳥獸、殊に鳥類を揭げることに致しました次には狩獵に關する器具に付て相當の制限を致します、更に獵期制度を定めます、及狩獵に關する稅に付て之を改正を致します、其他密獵者及違反者等に付きまして取締りますこと、是等の趣意に依りまして、今回改正案を提出することに致したのであります、何卒御審査の上御協賛あらんことを希望いたします。

○議長(公爵德川家達君) 別に御質問もないと認めますから、特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

狩獵法改正法律案特別委員

公爵德川慶久君　子爵青山幸宜君

子爵伊集院兼知君　子爵片桐貞央君

岡喜七郎君　男爵青山元君

江木翼君　江原芳平君

鈴木周三郎君

○議長(公爵德川家達君) 日程第三、臺灣銀行法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

臺灣銀行法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月十六日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

臺灣銀行法中改正法律案

臺灣銀行法中左ノ通改正ス

第五條中「地金銀ノ賣買」ヲ「地金銀賣買及貨幣ノ交換」ニ「又ハ興業債券」ヲ「興業債券其ノ他主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券」ニ改ム

第五條ノ二 臺灣銀行ハ公共團體、產業組合又ハ畜牛保健組合ニ對シ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ擔保ヲ徵セサルコトヲ得

第六條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ外國ニ於ケル營業ノ必要上主務大臣ノ認可ヲ受ケタル業務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九條中「一千萬圓」ヲ「二千萬圓」ニ改ム

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 唯今議題となつて居りまする臺灣銀行法中改正法律案の大體の說明を申上げたいと思ひます、臺灣銀行法の改正の主眼と致しまする所は保證準備の擴張でございまする、御承知で在らせられまする如くに臺灣銀行の保證準備は明治四十三年は一千萬圓と云ふ事に限定を致されて居るのであります、然るに其以來臺灣に於きまする產業其他の關係に於きまして異常の發展を來して居ります、故に銀行券の發行に付て見ましても、其當時の殆ど十三四割にも餘計に上つて居ると云ふやうな次第でございまするので斯樣な次第でありまするからして、常に數百萬圓の制限外の發行を致して居ると云ふ狀況に相成つて居りまする、故に今回は此一千萬圓に尙ほ一千萬圓を加へて、即ち保證準備の擴張の程度を二千萬圓と致すと云ふ改正を加へたいのでありあます、是が最も主要なる點であります、此他に臺灣銀行に於きましては御承知の通りに、南支或は南洋等に於きまして、事業をやつて居りまするのであるので、此事業の發展の程度は近來頗る著しきものがありまするので、營業範圍に於きまして別に一項を加へまして、主務大臣の認可を受けたる業務を營むことを得ると云ふことに致しましたので、是は或は外國に投資する爲に「シンヂケート」の仲間に這入りまするとか、或は資金を融通した關係より致しまして外國に於て官金の取扱を致しまするとか、いろ〳〵種々實際上の經驗に鑑みまして此改正を致す必要が起つたのでございます、次に臺灣に於きまして產業組合或は公共團體の如きものが段々發達いたして來まして、而も其基礎が極めて確實に相成りまして、是に對する所の監督の方法等も相當に能く行屆いたものになつて居ります、故に是等に對しましては擔保を徵せずして資金を貸すことが出來る、即ち我が內地に於きまして勸業銀行或は農工銀行等が、是等の團體に對しましては無擔保に貸付を致して居りまするが、是等と同樣の働きを臺灣銀行をして臺灣に於て爲さしめたいと云ふ改正であります、此他に臺灣銀行は資金の運用と致しまして、國債證券、地方公債證券、或は勸業債券、農工債券、興業債券、斯樣なものにのみ放資することになつて居りまするが、今日は其他の特設の會社等の發展もありまするに依つて、尙ほ主務大臣の認可を受けたる所の債券に放資を致したいと思ふのであります、一例を申しますれば東洋拓殖會社の債券の如きものが即ち是れでありまする、其他臺灣銀行に於きましては、海外の事業が發展いたしますに付きまして、貨幣の交換と云ふ事が必要でありますので、是は他の特殊の銀行等にも大概あることであつて、臺灣銀行に於ては今日まで法が缺如いたして居ります。斯樣な改正を加へたいと云ふのが此精神でございます、何卒御審議の上御協賛を與へられむことを偏に希望いたします。

〔男爵尾崎三良君演壇に登る〕

○男爵尾崎三良君 此臺灣銀行法の改正に付て質問を致したいのでございますが、去りながら是も矢張り金融のことでありまするから自然一般のことに涉るかも知れませぬ、私は此臺灣のことは甚だ事情に

疎くて十分に研究も致して居りませぬが、此度の案は詰り保證準備を増すと云ふのは、臺灣銀行で發行して居る兌換券は今日では足りないに依つて之を増すことを云ふ法案と考へますが、それに付て質問いたしたいのは、臺灣で發行して居りまする所の通貨の……臺灣銀行の兌換券と云ふものは、どれ程現今あるのでありませうか、それから臺灣では此內地の如く通貨が膨脹して、內地の物價の如く一般に騰貴して居るものでありませうか、其邊も伺ひたい、それから臺灣で發行した兌換券の爲に取付けが始つてそれを支那地方へ輸出すると云ふやうな事はないのでありませうか、是も一向事情に疎うございますから、其邊のことを一つ承はりたい、若しありとすれば、是は矢張り禁止してあるのでありませうか、實際の有樣を一つ伺ひたい、それに付て尙ほ伺ひたいのは先般も質問した譯でありますが、其節私の質問の箇條に對してまだ其御答のない件もあつたと思ひます、それは其節の御說明に、此通貨の數の程度と云ふものは何も尺度がないから、どれだけが適當であるかと云ふことは測られぬが、詰り今日の通貨膨脹して居るのは總て事業の發達種々雜多のことの必要から起つて居るので、強ち是が今日の適度に超過して居るとは言へない、斯う云ふ御說でありました詰り其膨脹し過ぎて居るとか、過ぎて居ないとか云ふことは唯それだけで言へば水掛論で、膨脹して居る、いやして居ない、それだけの話で、誰が判斷するやら分らない、本員等は之を過多に、即ち適度より越して居ると云ふ事を證據立てるには一番此貨幣が出て行かうとするか、せぬかと云ふ話、現に日本の金貨と云ふものは日本にあつては通貨が膨脹し過ぎて多過るに依て、それだけの價をしない有たない、働をなさない、外國へ行けばそれだけの金額なら金貨の眞價のある働をするから外國へ輸出しやうとするに違いない、それでなければ誰も危險を冒して持出すものはない、之れを一葦帶水の上海へ持つて行けば非常な利益がある、ちつとやそつとの利益ではなからうと思ふ、僅か五分や一割位の利益ならば斯う云ふ危險を冒しても持出しやしない偶々危險を冒して差押へられても、多くの場合に成功すればそれ位の損失は償ふて餘りあると云ふ位の考をして居るに違ひない、是が即ち兌換券を過多に暴發して居る十分の證據であらうと思ふ內地に置けばそれだけの價はなさない、一圓の金貨が、假令兌換券だに依つてそれを日本銀行で替へて見た所が、一圓のものが內地では六七十錢より通用しない事になる、紙幣と同じである、だから之を外國へ持つて行けば利益があるに依つて、持つて行かうとする、それを法律なり何なりで持つて行くのを抑へて居るから、此貨幣と云ふものは通貨と同じやうになつて仕舞つて外へ持つて行つて使ふ事が出來ぬ以上は替へても仕方がないに依つて矢張り內に置いて置く、さうして內に置けば其働をなさない、即ち今日の物價の騰貴と云ふことは言ひ換へれば貨幣の下落である、斯の如く貨幣を下落させて置いて、人爲を以て下落させて置いて、物價が騰貴して困る、之をどうかしなければならぬと云ふて、外の方に力を御盡しになると云ふのは私は甚だ解し得ない、それは何も其通貨の膨脹を防ぐのみが物價騰貴の原因を抑制する意味でもありますまい、それは過日も種々樣々に御並べになつて、物價騰貴と云ふものは運搬の不便、それから外國輸入品の杜絕、外國へ輸出する物品の騰貴、又米などに至つては田舍の百姓がまだ上るだらうと云ふて貯へて出さない、種々樣々の原因を御擧げになりました、成程それも一通りの原因でありませう私は決してそれは原因でないと言はない、固より初めに此物價の騰貴には種々樣々の方面がある、輸入品の騰貴は即ち輸入品の杜絕の原因に依つて是が騰貴した、又外國貿易品の騰貴したのは外國に於て其品物が高く賣れるに依つて內地でも據所なく高く賣る、是は外國關係から起つて來る、去りながら此外に通貨膨脹と云ふことが總體にかぶさつて騰貴の原因をなして居る、即ち通貨と唯の物品との甲乙が轉倒して來て居る、通貨が下落して居る、此間の御說では別に其……

○議長(公爵德川家達君)　尾崎男爵に御注意いたします、成るべく本案に對する御質疑は範圍外に涉らぬやうに御注意いたします。

○男爵尾崎三良君　宜しうございます。

○議長(公爵德川家達君)　又御意見でないやうにならむことを希望いたします。

○男爵尾崎三良君　それで此臺灣の發行紙幣を一千萬圓だけ增加することを許すと云ふのも大きに其關係があらうと思ひます、それ故に今日の內地の通貨の膨脹と云ふことに付て、本員は此外國へ金貨が警察の眼を忍んで、刑律を犯しても持つて行かうと云ふのは、外國ではそれだけ此日本の貨幣が、金貨が外國で高く通用する、故にさうなるのであります、決して外國へ持つて行つても、格別それだけの價が無いと云ふことなら、誰も其の危險を冒して持つて行く者はない、是等の點は如何に御考でありませうか、外國へ持つて行くのは唯偶然持つて行く御考でありませうか內地ではどうしてもそれだけの眞價が無いに依つて外國に持つて行つて、其眞價を得やうとして持つて行く、だから之を勝手に持つて行くことを許して居つた、是が此兌換券の制度である、即ちそこに妙用があるので、段々と取付けられるから自然兌換券の發行をしないことになる、今日のやうに押へて居らぬで、どこまでも際限なく出て行くと云ふ有樣でありますが、其金貨を警察の眼を偸んでも持つて行く、危險を冒しても持つて行くと云ふことは、どう云ふ理由から起つたのでありませうか、是でも別に內地には通貨は膨脹して居らぬ、それ程膨脹して居らぬと云ふ御考でありませうか、其邊を伺ひたいのでございます。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣勝田主計君　唯今の尾崎男爵の御尋に御答します、第一に臺灣銀行の最近の兌換券の發行高は三千二百萬圓でございます、第二に臺灣に於きまして物價騰貴の趨勢は內地とどう云ふものであるかと云ふ御尋ねでございました、大體に於きまして此時局に於きまする物價騰貴の趨勢は內地植民地を通じて其情勢を維持して居るのでございます、即ち臺灣に於きましても矢張り相當に物價騰貴を致して居りますが、唯多少斯う云ふ區別があるやうであります、內地の物價騰貴の趨勢は臺灣或は其他の植民地に於ては其及ぶ時期が稍々遲れて及びつゝあると云ふ狀況であります、併ながら物價騰貴の趨勢は矢張り依然として居るのでございます、それから第三の御尋ねの臺灣銀行に於きまして兌換券を發行いたして居る、之に付て何か取付等のことが起りはしないか、即ち兌換券を以て正貨を持つて行くと云ふ事柄がありはしないかと云ふ御尋ねございますが、是は今日までの所左樣な事は未だございませぬです、第四の御尋ねは是れは特に臺灣銀行に關係した事柄ではないのであつて、即ち前回に物價調節に付いて尾崎男爵より御尋ねになつた事柄を又敷衍せられたことと承知いたしますが、いろ〳〵御質問になつて居ります所を拜承いたして見ますと、通貨は非常に膨脹して、正貨が出べき時になつて居るのを、人爲を以て之を出さぬやうにして居るからして、それで今兌換券の價値が少ないと云ふやうなことが餘りに目立たぬのであるが、假に之を正貨を外へ出さぬと云ふことの制限を取つてしまつたならば所謂兌換が起つて、正貨が外國に出ると云ふやうなことになつて、初めて今日の通貨が非常に多いと云ふことが證明されるであらうと云ふやうな大體の御話であつたやうに思ふのであります、前回にも申上げた如くに政府に於きましては今日の通貨が決して少いとは申して居りませぬ、又通貨が殖えて居ると云ふことが物價騰貴の原因でないとも申して居りませぬ、是は矢張り物價騰貴の原因を構成するものであらうと考へて居りますが、併ながら物價騰貴の大なる原因を茲に構成して居ると云ふことには政府は考へて居らぬと云ふことを申したのであります、而して今日正貨を外國に出すと云ふことを政府が命令を以て禁じて居ります次第は、御承知の如く世界の趨勢が左樣になつて居るのであります、即ち今日の大戰に鑑みまして、何が最も此財政經濟の基礎を鞏固にするかと申しますれば、即ち正貨の有り高と云ふものが非常に必要になつて來るのでありまして、此事を茲に詳說する必要はなからうと思ひます、亞米利加では既に命令を以て金の輸出を禁止し、又英國の如きは左樣な明なる禁止令はないやうでありますが、事實に於て此金の出ると云ふことは嚴に之を差止めて居ると云ふやうな傾があるのであります、斯樣な狀況に於て世界に於て此大戰をやつて居ります以上は、我國の如きも正貨準備と云ふものを成るべく取つて置くと云ふことの必要が根本の政策上からあるのでありまして、それが爲に政府と致しましては命令を以て此正貨の外に出ると云ふことを禁止を致して居る、斯樣なことでありまする、是は平時の場合とは違ふのでありまして、即ち世界か擧つて今日戰爭を致して居ります斯樣な場合に、此正貨を保持すると云ふことが最も財政經濟上の基礎を固うする所以のものであると云ふ、斯樣な見地から致して、政府は斯の如き所の政策を執つて居る次第であります、それで若し假に今日此制限を取ると致しますれば、取ると致しまして、正貨が外に出ると云ふやうなことが

ありましたならば、私共の考へて居ります所では、其正貨の出ると云ふのは寧ろ帝國の財政上の基礎が危險である、即ち兌換の基礎の危險であると云ふ意味を以てするのでなくして、今日世界が何としても金と云ふものを保維いたしたいと云ふ、斯樣な大勢から出るのであつて、平時に於ける結果と、今日若し之を撤廢いたした場合に於ける結果とは自から其趣を異にするだらうと考へて居るのであります、左樣な次第でありまして、唯今尾崎男爵の御心配に付きましては、政府と致しましても心配いたして居りますが、併し前回に申上げた通りに餘りに通貨の收縮と云ふことを人爲的に致すと云ふことは、折角發展せんとしつゝある所の我が國の產業其他に妨害を來たすと云ふやうなことになつては、是亦國力の上に於て大に考へねばならぬことでありますから、今日の如き所く政策を執つて居る、是は前回にも詳しく申上げましたから、重ねて此處に申上げる必要はなからうと思ひますが、大體右の趣意を以ちまして尾崎男爵の御質問に御答いたしたいと存じます。

○男爵尾崎三良君　今大藏大臣の御答に依つて政府の御趣意のある所は略々分りましたが、それにしましても、本日の金貨を外國へ持つて行けば餘程値賣りが出來ると云ふことは、即ち日本には通貨が多う過ぎると云ふことは、もう御認めになつて居ると考へます、すれば何とか是は元の適度の所へ御戾しになることが必要であらうと思ひます、併し其上は議論になりますから、此位のことに致して置きます。

○議長(公爵德川家達君)　特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔同書記官朗讀〕

勸業銀行法中改正法律案特別委員

伯爵正親町實正君　伯爵奥平昌恭君
男爵島津長丸君　鈴木總兵衛君
荒井泰治君　山雄元太郎君
網藏平輔君　福島文右衛門君
高崎三重郎君

○議長(公爵德川家達君)　日程第四、罹災救助基金法中改正法律案、政府提出衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

〔左の報告書は朗讀を經ざるも參照のため茲に掲載す以下之に倣ふ〕

罹災救助基金法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月十五日

右特別委員副委員長
阪本釤之助

貴族院議長公爵德川家達殿

〔阪本釤之助君演壇に登る〕

○阪本釤之助君　罹災救助基金法中改正法律案の特別委員長阪谷男爵は事故がありまして委員會に缺席になりまして、今日もまだ登院がございませぬやうでありまするから、副委員長たる本員より委員會の經過並に結果を御報告いたします、特別委員會は二回開きましてございます、一回は正副委員長の選擧に止めまして、次の日に於て質問を始めましてございます、而して政府委員より、先づ本案大體の說明がありまして、其要點を搔摘んで申して見ますると罹災救助基金の積立額が今日では既に各府縣を通じて五千餘萬圓に達して居るのであるから、最早此上に年々一定の地方費を支出し積立てる必要はないと考へる、從て此支出を止めますれば地方費の負擔輕減と云ふことにもなるのである、又救助金を支出いたしまする所の此費目か、是迄は六種目でありましたのを、更に學用品費、運搬用具費、人夫費と云ふ三種目を加ふるの必要を認めたので、之を增補するのである、又其金を運用いたしまする範圍が、是迄は府縣の災害土木費等に限られて居つたのでありまするが、此改正案に依りますると、市町村等の公共團體にも利附貸付が出來ることになるのであります又有價證券を買入れると云ふことだけが、唯今の法文で許して居つたのでありまするが、募集に應ずると云ふこともなし得るやうにすると申すことであります、而して委員中より四五の質問が出ましてございまするが、政府委員から一々答辯がありました、併し概ね改正條文の意味とか、若くは實際の取扱振等に關しまする事柄のみでありましたから、特に茲に申し述ぶることを省略して置きます、唯或一員から罹災救助の實際の施行が緩慢不徹底のやうに思はれると云ふことに付きまして、昨年の東京府下の水害等の實況などを引證せられまして、注意的の質問が出ましたのであります乃ち政府委員も其意を諒とせられまして、將來一府注意すると云ふ答辯があつたのであります、で質問を終りまして、直ちに討論に入りましたが、別段發言もございませぬ、故に全會一致を以て全部原案を可決することになりましたのであります、是で御報告を終ります。

○議長(公爵德川家達君)　本案の第二讀會を開くに御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○阪本釤之助君　直ちに第二讀會を開かれむことを希望いたします。

○男爵中川興長君　贊成。

○議長(公爵德川家達君)　第二讀會を直ちに開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　直ちに第二讀會を開きます、全部を問題に供します、原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○阪本釤之助君　直ちに第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○男爵中川興長君　贊成。

○子爵靑木信光君　贊成。

○議長(公爵德川家達君)　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　直ちに第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　日程第五、朝鮮の生產に係る物品の移入稅免除に關する法律案、政府提出・衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

朝鮮の生產に係る物品の移入稅免除に關する法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月十六日

右特別委員長
石塚英藏

貴族院議長公爵德川家達殿

〔石塚英藏君演壇に登る〕

○石塚英藏君　朝鮮の生產に係る物品の移入稅免除に關する法律案の特別委員會の報告を致します、特別委員會は一昨十六日に一回開きまして、先以て正副委員長の互選を行ひまして、引續いて會議に這入りました、各委員と出席の政府委員との間に質問應答を重ねましたる末に、全會一致を以て原案、即ち衆議院送付案を可決いたしましてございます、茲に本案制定の趣旨の大要と、並に委員會に於て之を可決いたす迄の經過の大要を申上げます、本案制定の趣旨は政府の說明に依りますれば、曩に朝鮮の併合に際しまして、政府は朝鮮の關稅は十箇年間其儘据置くと云ふことの意味の宣言を各國に向つて發せられたる趣でありまして、斯樣なる次第に依りまして政府は朝鮮より內地に移入する所の物品に付きましては、外國より輸入します所の品物と同じやうに移入稅を課し來つて居るのであります、然るに此朝鮮の產業開發の上から見ましても、又內地に於ける所の需要を充たす點より見ましても

〔副議長侯爵黑田長成君議長席に著く〕

或特殊の品物は特に移入稅を免じて內地移入を圓滑ならしむるの必要なるものがあるのであります、既に大正二年と大正五年の兩度に亘りまして此趣旨を以て移入稅が免除せられた場合があるのであります其一は即ち朝鮮に產出する所の米及籾でありまして其二は同じく朝鮮で生產する所の金屬の塊及錠と云ふやうなものであります、今回は又同一の趣旨を以ちまして、此本案中に列記してある所の一乃至七の物品に對して其移入稅を免除しやうと、斯う云ふのが即ち本案制定を要する所の趣旨であるのであります、此列記の各品目に付きましては政府委員より一々其免稅の必要なる理由の說明がありましたのでありますが是は煩雜にも亘りまするから速記錄に讓りまして、此所には省略いたしたいと思ひます、要するに何れも此朝鮮の產業の開發の上より申しましても、免稅が必要である、又內地側の方から見ますと此需要を充すと云ふ點よりして、移入を容易ならしむる必要がある、其趣意よりして、免稅が必要になつて來ると、斯う云ふ次第であるのであります、而して此免稅が內地の產業に如何なる影響を及ぼすかと云ふ點に付きましては、審議の末委員會は以上の物品は免稅になつて內地に這入りましても、內地の產業には別段の影響のないものであると云ふことを認めました、但し其第二は「ゴールデンメロン」種

の大麥でありますが、之に付きましては御承知の如く衆議院に於て削除いたしました、政府に之に同意を表して居るのであります、衆議院の此削除の理由とする所は、内地に於きまして此二三十年來麥酒の原料として此「ゴールデンメロン」種の大麥と云ふものを最も熱心に栽培し來つて居る、次第に其産額は增しましたが、尙ほ今日に於て需用の全部を充たすに足らない狀況である、然るに一方朝鮮に於きましては耕地の狀態なり、又農業の組織等に於きまして、此種の大麥を栽培するに付て内地よりは比較的有利の立場にある、其有利の立場にある朝鮮の農家が生産した所の原料を無料で内地に移入すると云ふことになると、折角内地に於て是まで奬勵し來つた所の此業に打擊を與へると云ふことになるであらうと云ふ心配から、本案より此大麥だけは削除するが宜しいと云ふ意見であるのであります、委員會に於きましては大體に於て衆議院の修正は理由あるものと認めました譯であります、尙ほ此場合御報告を致して置きたいのは、朝鮮は帝國の領土でありまして而かも内地に最も近距離の位置にあるのでありますが、而かも今日彼我の間に此關稅の障壁があると云ふことは實際に於ても甚だ不便であるのであります又主義の上に於きましても穩であるまいと考へられるのでありますが、此點に付きまして政府委員の說明に依りますれば、此併合の際に於ける宣言の期間即ち十箇年を經過した後、即ち來る大正九年までは今日より約二箇年半ばかりありますが、其間は致し方がないが、其期間が滿了したならば、朝鮮にも内地同樣關稅制度を設けて、此内地朝鮮間の移入稅と云ふものは必ず撤廢する方針である、但し其際全然之を撤廢するか、或は或る特種の物品に對して特種の制度を設けるかと云ふことに付ては、今正に考慮中である、斯う云ふことでありました、委員會は此移入稅撤廢の際に當りまして、除外例としてある特種の物品に對して特種の取扱を爲すことは、是は朝鮮内地の産業の調和の上から申しましても蓋し已むを得ないことであらうと云ふことを認めました譯であります、是で大要報告を終りました。

○副議長(侯爵黑田長成君) 本案の第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君) 御異議ないと認めます

○子爵牧野忠篤君 直ちに第二讀會を開かれむことを望みます。

○男爵中川興長君 贊成。

○子爵野村益三君 贊成。

○副議長(侯爵黑田長成君) 本案の第二讀會を直ちに開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君) 御異議ないと認めます

○副議長(侯爵黑田長成君) 直ちに第二讀會を開き全部を問題に供します、全部特別委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君) 御異議ないと認めます

○子爵牧野忠篤君 直ちに第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○男爵中川興長君 贊成。

○副議長(侯爵黑田長成君) 直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君) 御異議ないと認めます

○副議長(侯爵黑田長成君) 直ちに第三讀會を開きます、第二讀會決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君) 御異議ないと認めます

○副議長(侯爵黑田長成君) 日程の第六より第九は束ねて第一讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君) 御異議ないと認めます

第六、特許法中改正法律案、衆議院提出、第七、商標法中改正法律案、衆議院提出、第八、意匠法中改正法律案、衆議院提出、第九、實用新案法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會。

特許法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年三月十四日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

特許法中改正法律案

特許法中左ノ通改正ス

第五條第二號中「若ハ實用新案登錄出願中」、「若ハ實用新案權ノ」ヲ削ル

第七條中「時」ヲ「日」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

發明カ意匠又ハ實用新案トシテ登錄ヲ出願シタルモノニ係ルトキ最初ノ査定以前ニ限リ特許出願ニ變更スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ最初出願ノ日ニ於テ出願ヲ爲シタルモノト看做ス

第二十九條第二號中「特許出願」ノ下ニ「又ハ再審判請求」ヲ加フ

第三十條第一項但書中「特許權カ分割セラレ又ハ」ヲ削リ第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

無効ト爲リタル特許權カ再審判ニ依リ回復シタルトキハ其ノ無効ト爲リタル日ヨリ特許權回復登錄ノ日ニ至ル迄ノ期間ハ特許權ノ存續期間ニ算入セス

同條第二項中「前項」ヲ「前二項」ニ改ム

第三十一條中「冐認シタル」ヲ削ル

第四十條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

特許權者ハ其ノ特許發明ト同一發明ノ實施者アルコトヲ知リタル時ヨリ二年以内ニ權利ヲ主張セサル時ハ其ノ實施ヲ許諾シタルモノト看做ス

同條第二項中「前項」ヲ「前二項」ニ改ム

第四十二條 削除

第四十三條中「改訂シ又ハ」ヲ削ル

第四十八條中「又ハ許可」ヲ削ル

第四十九條第一項中「又ハ特許權ノ改訂若ハ分割ノ許可」ヲ削ル

同條第一項第三號ヲ削リ第四號ヲ第三號ニ改ム

同條第二項中「又ハ許可」ヲ削ル

第五十四條中「特許權ノ改訂又ハ分割ヲ許可スヘシトノ査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタルトキ亦同シ」ヲ削リ左ノ一項ヲ加フ

無効ト爲リタル特許權カ回復スル旨ノ審決確定シ又ハ判決アリタルトキハ特許原簿ニ登錄シ特許證ヲ下付ス

第五十六條第二項中「第二十九條第一號若ハ第二號」ヲ「第二十九條第一號、第二號若ハ第四十條第二項」ニ改ム

第六十二條第一項中「又ハ特許權ノ改訂若ハ分割許可ノ出願」、第二項中「又ハ許可スヘキヤ否」ヲ削ル

第六十三條但書中「又ハ許可」ヲ削ル

第六十四條第五項中「又ハ許可」ヲ削ル

第六十九條第一項第一號中「又ハ許可」ヲ削リ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

特許[illegible]カ特許公報ニ掲載セラレタル日ヨリ五年ヲ經過シタルトキハ之ニ對シテ[illegible]ヲ請求スルコトヲ得ス但シ第六條又ハ第四十九條第一項第二號、第三號ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七十一條第二項ヲ左ノ如ク改ム

審判ニ關シ當事者ノ差出シタル書類ハ其ノ副本ヲ相手方ニ送達シ同時ニ期間ヲ指定シテ意見書ヲ差出サシムヘシ其ノ期間ハ他ノ一方ノ當事者ニ通知スヘシ但シ事件カ審決ヲ爲スニ熟シタリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

同條第二項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

審判ニ關シテハ當事者ニ訊問書ヲ發シ期間ヲ指定シテ之ニ對スル意見書ヲ差出サシムル事ヲ得

前三項ノ期間内ニ答辯書又ハ意見書ヲ差出ササルトキハ職權ヲ以テ審決ノ期日ヲ定メ之ヲ當事者ニ通知スヘシ第二項但書ノ場合亦同シ

第八十五條第一項中「抗告審判」ノ下ニ「若ハ再審判」ヲ加ヘ但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ再審査ノ査定ニ對スル審決ニ付出訴スル場合ニ於テハ特許局長ヲ相手方トス

第八十七條 審決ノ憑據ト爲リタル證書カ僞造又ハ變造ナリシトキ證人若ハ鑑定人カ審決ノ憑據ト爲リタル供述又ハ鑑定ニ關シ僞證ノ罪ヲ犯シ其ノ判決確定シタルトキハ其ノ確定ノ日ヨリ一年以内ニ再審判ヲ請求スルコトヲ得

再審判ハ抗告審判ノ手續ニ依ル

附 則

本法ハ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ繫屬スル審判事件ニ付テハ第六十九條第三項ヲ適用セス

本法施行前ノ特許權ニ付テハ仍舊法第五條第二號ヲ適用ス

舊法ニ依リ特許權分割ノ許可ヲ受ケタル各部分カ特許出願ノ當時獨立シテ新規ノ發明ヲ爲ササルトキ又ハ特許權ノ改訂若ハ分割カ舊法第四十二條第三項ノ規定ニ違反シタルトキハ審判ニ依リ其ノ許可ヲ無効ト爲スヘシ

審査官又ハ利害關係人ハ前項ノ許可ノ無効ニ付審判ヲ請求スルコトヲ得但シ特許權カ改訂セラレ若ハ分割セラレタル日ヨリ五年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

商標法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年三月十四日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

商標法中改正法律案

商標法中左ノ通改正ス

第四條ノ二　意匠ノ登録ノ出願ヲ爲シ登録スヘカラストノ査定ヲ受ケタル者其ノ最初ノ査定ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ其ノ意匠ニ係ル商標ニ付登録ヲ出願シタルトキハ意匠ノ登録ヲ出願シタル日ニ於テ出願シタルモノト看做ス

第五條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

同一又ハ類似ノ商標ニ關シテハ商標權ハ其ノ出願前ノ出願ニ係ル意匠權ニ依リ制限ヲ受クルモノトス

第二十一條中「第二十五條、」ノ下ニ「第二十九條第二號、」「第五十三條、」ノ下ニ「第五十四條第二項、」ヲ加フ

附　則

本法ハ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

意匠法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年三月十四日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

意匠法中改正法律案

意匠法中左ノ通改正ス

第七條中「實用新案」ノ下ニ「又ハ商標」ヲ加フ

第八條第四項中「實用新案權」ノ下ニ「又ハ商標權」ヲ加フ

第十三條ノ二　特許局ハ意匠公報ヲ發行シ登録意匠及之ニ關スル必要ナル事項ヲ記載スヘシ但シ秘密ヲ要スル意匠ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十條第三項ヲ左ノ如ク改ム

登録意匠カ意匠公報ニ掲載セラレタル日ヨリ二年ヲ經過シタルトキハ之ニ對シテ無効審判ヲ請求スルコトヲ得ス但シ第四條又ハ第十二條ノ後段ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條中「審判ノ審決」ノ下ニ「又ハ再審査ノ査定」、「審決」ノ下ニ「又ハ査定」ヲ加フ

第二十二條中「第五十三條、」ノ下ニ「第五十四條第二項、」ヲ加フ

附　則

本法ハ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ繋屬スル審判事件ニ付テハ第二十條第三項ヲ適用セス

實用新案法中改正改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年三月十四日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

實用新案法中改正法律案

實用新案法中左ノ通改正ス

第十八條第三項ヲ左ノ如ク改ム

登録實用新案カ實用新案公報ニ掲載セラレタル日ヨリ二年ヲ經過シタルトキハ之ニ對シテ無効審判ヲ請求スルコトヲ得ス但シ第四條又ハ第十一條ノ後段ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十九條中「審判ノ審決」ノ下ニ「又ハ再審査ノ査定」、「審決」ノ下ニ「又ハ査定」ヲ加フ

第二十條中「第五十三條、」ノ下ニ「第五十四條第二項、」ヲ加フ

附　則

本法ハ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ繋屬スル審判事件ニ付テハ第十八條第三項ヲ適用セス

○山脇玄君　私は此案の政府委員に質問を致したいと思ひます。

○副議長(侯爵黒田長成君)　宜しうございます。

○山脇玄君　此特許法は確か四十一年か二年の改正に依るものでありまして其の當時議會に於て隨分議論のあつた法律案であります、で其際に當局か先づ一旦提出案通りに制定をして置いて、他日更に改正を致す考であると云ふ説明で通過いたしたやうに考へて居ります、それより殆と十年ほど時日を經過いたしまして、未だ當局より改正案が提出になつて居らぬのであります、で今回提出になつたのは衆議院の案であります、で此中を精讀いたして見まするど云ふと、主もなる改正の箇條は七八箇條あるやうであります、で細かいことは申しませぬが、此主もなる七箇條の改正案に付きまして當局は如何な御考を有つて居られるのでありませうか、全部不同意な點はないのでありまするか、若しも其中不同意の點ありと致しまするならば、其不同意の點を御示しを願ひたい、それが一つ、今一つは大分多數の改正でありまするが、若し斯く改正を致しまするならば、尚ほ他にも改正する點があると云ふ御見込みでありまするならば、其改正の點を御示しを願ひたい、それが第二、第三で斯様に全體に亘つて改正をするならば、政府の方で尚ほ審査を致して、十分に改善……改正を致したいと云ふ御考はないのでありまするか其三點を伺ひたいのであります。

〔政府委員村上隆吉君演壇に登る〕

○政府委員(村上隆吉君)　唯今の山脇君の御尋ねに御答申上げます、此特許法外三法は明治四十二年に改定になりまして、其當時の事情に付ての御話もございましたが、其後政府に於きましても色々缺點のあることを感じまして、其改正に付きまして目下攻究中でございます、此議會に提出の運びになりませなかつたことは、實は此特許發明のことは此度の時局に付ても色々關係がございまするので、尚ほ一昨年巴里經濟會議の時にも、甲案と申して、戰時臨機の處分の方は昨年六月特別議會の節に、工業所有權の戰時法として御協贊を得まして、公布の施行になつて居りますが、其他に乙案と申しまする分がございまして、是は戰時、戰後に亘つて聯合與國の間の特許法其他の三法の關係に付ても、篤と攻究しやうと云ふやうな申合せもありまして、其題目も色々練つて居る譯でございますから、それ等の關係も考慮いたして、研究いたして居るやうな次第でございます、併し此時局がどう云ふ風になりますか、又經濟會議の所謂乙案の結果がどうなりますか、それを俟つて始めて改正すると云ふ趣旨ではございませぬので、頻りと攻究中でございます、第一の御尋ねの衆議院提出の議案に付て全部不同意の點があるかないか、其中に不同意の點があるとすれば、どう云ふ問題であるかと云ふ御尋ねに付きましては、此改正案に先刻御話の通り、箇條は割合に澤山ありまするが要點は七八箇條になります、其七八箇條の中趣旨に於て同意いたしても宜しいかと思ふ點もございますけれども、併し尚ほ餘程攻究をしませぬければ同意の出來ない、或は到底同意か出來ないかと思はれるやうな點もございます、其主もなる點を申上げまするど、第一、特許の審査に於て出願がありまするど、審査を致し、それに不服でありまするど、再審査を致す、更に不服でありまするど、抗告審判と云ふものを致します、三段の審査の手順になつて居りますが、衆議院提出案に依りまするど、更に之をもう一度大審院迄持つて行く、即ち四級審の制度を執らうと云ふやうな點などが其の一番主もなる問題であるやうに考へられて居ります、尚ほ是等に付きまして衆議院提出の提案者の説明も色々斟酌いたしまして十分考慮いたす積りで居りますが、假に同意と云ふこと出來ませぬので、其第二の點の御尋ねと致しましては、他にも改正する點があればそれを示せと云ふ御尋ねのやうに承はりましたが、是はなか／＼澤山ありまするので、殊に國際關係の上から見ましても化學工業の發達に付て、化學製品、化學上の方法に依つて造りました品物、其ものに特許を與へるが宜しいか、或は製造方法のみに限つて、方法の特許のみに制限するが宜しいかと云ふ問題は、各國の立法、殊に獨逸の立法と英吉利の立法と非常に爭つて居るやうな譯でありますから、日本も此時局に際しまして、益々發明を發達せしめまする上から、何れが宜しいかと云ふやうなことも餘程重大な問題になつて居ります、其外唯今の所では特許を許しまするのに最先發明者主義、最先に發明した者に特許權を與へると云ふ主義を執つて居りまするが、各國の成績から見まするど、或は先願發明者主義最初に出願した者に發明の特許を許す方が宜くはないかと云ふやうな問題、其外非常に澤山ありまする、從つて第三の御尋ねに御答を致す順序になります、左樣な次第でございまするから、特許法外三法の全體に亘りまして比較的多數の箇條に付て改正を致したいと考へて居ります、其提案の時機に付きましては、確實に申上げられませぬけれども、出來得るだけ早く、若し出來得ますならば次の議會に提出をするやうに努めたいと存じて居ります、併し何分多數の箇條に亘つての研究かございまするからして、必ず其運びに參るとは申上げ兼ねます次第でございます右樣御答を申上げます。

○山脇玄君　段々政府委員御説明で略々分りました、政府でも改正を爲さる御趣旨であると云ふことは分りました、それと今一つは此歐洲大戰の終るのを俟たずして修正すると云ふことも分りました、所がもう既に十年近い間も段々攻究御調査を願つたこ

と〻私共　考へるのであります、それでありまするから、成るべくならば此次の議會に提出すると云ふだけのことを此議場で御明言下さるならば、定めし滿場の諸君も會期の餘り長くない所で審査すると云ふことを爲さずして、其期を御待ちになること〻私は信じますが成るべくならば其時間を御明言を願ひたい、假令御明言になつても萬已むを得ぬ事情があるならば、それは又其場合でありますが、どうか御明言を希望いたします。

〔政府委員村上隆吉君演壇に登る〕

○政府委員(村上隆吉君)　唯今の御尋ねに付きましては、政府と致しましては成るべく次期の議會に提出するやうに努めたいと存じて居ります、此特許法の問題は特許法一法でも條文が百箇條以上もありまするし、中々大きな法律であります、のみならず一面條約の關係も餘ほど研究しなければなりませず、殊に最近私共が餘ほど考慮しなければならぬと思ひますのは、軍事上の發明の關係であります、是等に付きましては陸海軍の方面にも極く詳細な打合せを致さなければならず、關係する所が非常に廣うございまして、問題が中々むづかしうございます、次の議會に必ず提出すると云ふ御約束だけは御容赦を願ひたいと思ひます、出來るだけ提出するやうに努めまする積りで居ります。

○副議長(侯爵黑田長成君)　日程第六より第九までの特別委員は同一委員に付託して宜しからうかと存じます、御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます第六より第九まで、四案の特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔書記官朗讀〕

特許法中改正法律案外三件特別委員

子爵一柳末德君　子爵大宮以季君
子爵本多實方君　和田彦次郎君
男爵毛利五郎君　原保太郎君
和田維四郎君　星島謹一郎君
井芹康也君

○副議長(侯爵黑田長成君)　諸君に於て御異議がございませぬければ、日程の第十より第十二までは同一委員に付託してございますから、委員長の報告は一括して宜しからうかと存じます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議がないと認めますから、委員長の報告は一括することに致しまして尚ほ是等三案を束ねて問題に供して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます

○副議長(侯爵黑田長成君)　第十、日本勸業銀行法中改正法律案、衆議院提出、第十一、輕便鐵道法中改正法律案、衆議院提出、第十二、軌道條例中改正法律案、衆議院提出、第一讀會の續、委員長報告。

日本勸業銀行法中改正法律案
右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也
大正七年三月十五日
右特別委員長
子爵松平直平
貴族院議長公爵德川家達殿

輕便鐵道法中改正法律案
右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也
大正七年三月十五日
右特別委員長
子爵松平直平
貴族院議長公爵德川家達殿

軌道條例中改正法律案
右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也
大正七年三月十五日
右特別委員長
子爵松平直平
貴族院議長公爵德川家達殿

〔子爵松平直平君演壇に登る〕

○子爵松平直平君　唯今議事日程に上つて居りまする日本勸業銀行法中改正法律案、輕便鐵道法中改正法律案、軌道條例中改正法律案、此三案に付きまして委員會の經過及結果を御報告いたします、此三案は共に牽連を致して居りまするから、一括して申上げまするが、日本勸業銀行法第十四條には、輕便鐵道財團のみ不動産と看做して從來抵當に取ることが出來まするけれども、軌道財團は抵當に取ることが出來ないことになつて居ります、それを此度輕便鐵道財團と同樣、軌道財團を抵當に取ることの出來るやうにしたいと云ふ改正案であります、次に輕便鐵道法の改正は、私設鐵道法中の第二十三條即ち「會社ハ株金全額拂込前ト雖主務大臣ノ認可ヲ受ケ線路ノ延長又ハ改良ノ費用ニ充ツル爲其ノ資本ヲ增加スルコトヲ得」と斯う云ふ規定がありまするので、軌道條例にも第四條を追加いたしまして「私設鐵道法第二十三條ノ規定ハ軌道ニ之ヲ準用ス」と云ふ改正であります、併ながら但書を加へまして私設鐵道株式會社に非ざる會社又は軌道會社に非ざる會社が本業か外のものであつて、兼業として輕便鐵道を敷設する場合は此限りでないと云ふ但書が付て居るのであります、此三案は衆議院の提出でありまして、政府の意向を質しました所が、軌道も今日では餘ほど發達をして居り、交通機關と地方産業の關係は最も密接であるので、此改正は適當のものであると云ふ事で同意を致されたのであります、で委員會に於きましては二三質問はありましたけれども、茲に改めて申上げる程の重要なることはございませぬ、委員會に於きましては全會一致を以て此三案とも可決を致しました、此段御報告を致します。

○副議長(侯爵黑田長成君)　三案とも第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます

○子爵松平直平君　直ちに第二讀會を開かれんことを……

○子爵淸岡長言君　贊成。

〔其他「贊成」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議なしと認めますから、三案とも直ちに第二讀會を開きます、全部を問題に供します……全部特別委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます

○子爵松平直平君　直ちに第三讀會を開かれんことを……

○男爵山内豐政君　贊成。

〔其他「贊成」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　直ちに三案とも第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます、三案とも直ちに第三讀會を開きます、三案とも第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます

○副議長(侯爵黑田長成君)　日程第十三、美術の振興に關する建議案、馬屋原彰君外一名發議、會議。

〔成瀨書記官朗讀〕

美術の振興に關する建議案

右貴族院規則第六十四條に依り提出候也

大正七年三月十六日

發議者

馬屋原彰　阪本釤之助

贊成者

公爵德川慶久　公爵近衞文麿
伯爵淸閑寺經房　伯爵吉井幸藏
伯爵松浦厚　伯爵寺島誠一郎
伯爵柳澤保惠　伯爵柳原義光
伯爵川村鐵太郎　子爵田尻稻次郎
男爵野村素介　山脇玄
男爵小澤武雄　服部一三
子爵野宮定穀　子爵松平乘承
子爵靑山幸宜　子爵大田原一淸
子爵松平康民　子爵久留島通簡
淺田德則　小野田元凞
男爵石黑忠悳　男爵高木兼寬
男爵杉溪言長　大澤謙二
江木千之　男爵北島齊孝
和田彦次郎　柴田家門
河村讓三郎　男爵村木雅美
小松謙次郎　男爵阪井重季
男爵目賀田種太郎　男爵阪谷芳郎
男爵内田正敏　男爵肝付兼行
男爵藤井包總　男爵梨羽時起
男爵新田忠純　男爵南岩倉具威
男爵伊東義五郎　男爵外松孫太郎
男爵平野長祥　男爵山内豐政
男爵小早川四郎　男爵靑山元
男爵毛利五郎　男爵藤大路親春
男爵若王子文健　男爵德川厚
男爵千秋季隆　男爵長松篤棐

男爵滑水資治　男爵津田弘道
男爵島津久賢　男爵佐竹義準
石井省一郎　谷森眞男
三宅秀　中島永元
湯地定基　森山茂
原保太郎　藤田四郎
鮫島武之助　富井政章
關清英　石黒五十二
山田春三　仁尾惟茂
加藤恒忠　澤柳政太郎
若槻禮次郎　橋本圭三郎
倉知鐵吉　磯部四郎
杉田定一　安樂兼道
下條正雄　古賀廉造
南弘　高橋作衞
西久保弘道　江木翼
湯淺倉平　德富猪一郎
桑田熊藏　鈴木摠兵衞
田島竹之助　海江田準一郎
江原素六　木村誓太郎
江原芳平　星島謹一郎
竹村與右衞門　森田庄兵衞
平山浪三郎　美馬儀一郎
尾崎伊三郎　橋本辰二郎
上松泰造　西川甚五郎
福島文右衞門　井芹廉也

貴族院議長公爵德川家達殿

美術の振興に關する建議

今や中外の形勢に鑑み國運の發展を期すると同時に我帝國の美術は益々上進發達を圖らさるへからす然るに方今世間に流行する日本畫を觀るに斯道の本義に重きを置かすして漫に輕佻浮虛の工巧を競ひ随て固有美術の特技特長は將に衰微せむとするの傾向あり夫れ斯の如きは必竟中央の美術教育及奬勵方法の宜しきに適せさる所あるに起因するものと認む

政府は內閣直轄の下に臨時美術調査機關を設け斯道の本義及歷史的要義を調査せしめ其の査定の方針に拠り中央の美術教育上に根本的改善を加へ其の奬勵方法の如きも亦教育の方針と一致せしめ是に由て以て美術の振興發達を圖るの計畫あらむことを望む茲に之を建議す

○副議長(侯爵黑田長成君)　馬屋原君。

○伯爵柳原義光君　私は此案の賛成者として、文部大臣は此案に關係のある主管の大臣でありますから出席せらるゝことが宜からうと思ひます、一應申上げて置きます。

○副議長(侯爵黑田長成君)　文部大臣には出席になるやうに通知いたします。

〔馬屋原彰君演壇に登る〕

〔山脇玄君發言の許可を求む〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　唯今馬屋原君に發言を許しました。

○山脇玄君　其事に付て……

○副議長(侯爵黑田長成君)　馬屋原君に發言を許しましたから、其後で願ひます。

○馬屋原彰君　本員は發議者の一人と致しまして美術の振興に關する建議案の趣旨を述べまする、近來世間に此流行を致して居りまする謂はゆる新日本畫と稱するものは、概して申しますると云ふと、斯道の原理原則に依つて新機軸を描くものにもあらず、他の方路に向つて新奇新巧を競ふと云ふが如き實況であります、未だ以て中外識者の鑒に供するに足らざるもの多しと云ふ有樣であります、斯かる畫風の流行は畢竟いたしまするに、中央の美術教育及奬勵方法の結果及影響に起因するものであらうかと思ひまする、それで本員が記憶いたしまする所に依りますると、我が美術界に於きまして、往々斯う云ふ說をなす者があります、我が日本帝國は東洋の一隅に在る島國にして、固有繪畫の如きは日本一國限りの美術であつて、世界的共通の美術でない、故に仍ほ之を墨守する必要はない、寧ろ根本的に之を排斥して世界的共通の美術を原理原則として、別に新しき日本畫を開發して可なりと云ふが如き說を爲す者があるやうでございまするが、抑々美術なるものは御承知の通り國風及民情の反映なると同時に、各國共に各々其歷史に基いて、其畫風に自から多少とも異同のある譯でありまするが、人の本性に基く美術の根本原理に至りましては、東西南北の別、乃至古今新舊の別があるべき筈がないと思ふのであります、故に我が日本畫の如きも帝國固有繪畫の歷史的大路に依つて、益々是が上進發達を圖る爲に、形の變更を企つると云ふ事は、毫も妨げない事であつて固より大に希望する所でありまするが、左りながら其歷史的大路を離れ、漫に外國の畫風を模倣し、若くは前人の糟粕を踏襲する等の如きは中外識者を斷じて取らざる所であると思ふのであります、然るに方今の趨勢たるや、斯道の原理原則に依つて日本畫を描く者を或は流行後れなり、陳腐なりなどと評して頻りに此畫風の變更を誘致すると云ふ傾向があります隨つて本然の繪畫の系統は段々に衰微すると云ふ有樣を呈して居ります、で皆樣も御承知でありますが現にです、毎年開催する文展の出品畫に徵しまするに純東洋式。純日本式本然の繪畫と云ふものは年を逐ふて益々其數を減じ、之に代つて多數を得るものは浮世繪と今の流行畫なるは、何人も見て以て深く遺憾を感じて居る所であります、で即ち本建議の目的と致しまする所は、民間に於て勝手に描く者は風俗を害せざる限り其勝手に任かして可なりでありまするが、中央教育はです、一般の畫風には、申しますでもない至大の影響を及ぼすものたるに拘はらず、從來東京美術學校の日本畫の教育に於きまして、日本畫に必要のない油繪の技術に屬する所の學科目を混入し、加ふるにです、世間に於て大いに非難ある彼の生人「モデル」此「モデル」を課して居るのでありまするが、是が果して帝國固有繪畫の特技特長を傳ふべき日本畫專門の技術家を養成する趣旨に適して居るや否や、又斯かる雜駁なる教育が帝國の眞の美術として果して前途に成功の望みありや否やと云ふことは、大いに疑を容るべき問題であると認めまして、此際政府は深く現狀に鑑み、深く前途の利害に想到して、速に臨時美術調査機關を設けて、以て現今の教育上に對して利害得失を斯道の本義に照して調査して、果して其當を得ざるものとすれば、現行の教育上に根本的改正を加へて以て、前申しまする總ての學科目は純東洋式に改め、又奬勵機關の如きも其教育の方針と一致せしむるやうに實行して貰ひたいと云ふに外ならぬ譯であります、又此日本畫の教育はです、最も系統正しき畫系を選ぶと同時に、西洋畫も亦御承知の通り各國共各々國風民情に伴ひ其特色を異にして居りまする如く、我帝國に於きましても成るべく我國風民情に適する畫系を選んで以て此中央教育の方針を此際一定すると云ふ事は極めて必要の事であると思ひまするのでございます又此建議の件の如きは國家永遠の利害に關する重大の問題でありまするが故に、之が解決は內閣總理大臣の行政統一權の處理に俟つの外なく、從つて臨時美術調査機關の如きもです、內閣直轄の下に之が設置を切望する次第であります、どうか諸君にも多大の御賛成を願ひます。

〔國務大臣岡田良平君演壇に登る〕

○國務大臣(岡田良平君)　唯今馬屋原君の御說明になりました建議案に對しまして、極めて簡單に當局者の意見を申述べて御參考に供したいと存じます、馬屋原君が豫て熱心に御主張になりまする點、此建議案の前段に表はれて居りまする所の御趣意に付きましては、當局者に於ても格別變つた意見は有つて居らぬのであります、即ち此建議案の前段を見ますると、近來「世間に流行する日本畫を觀るに斯道の本義に重きを置かすして漫に輕佻浮虛の工巧を競ひ隨て固有美術の特技特長は將に衰微せむとするの傾向あり」と云ふやうなことが書いてございます、此點に付きましては當局者に於ても矢張り同樣憂へて居る所であります、申すまでもありませぬ、各國美術には各々其特徵がございまして、日本畫は日本畫の特長を發揮いたすと云ふことにせなければならぬ然るに動もすると日本畫の特長を失ひ、或は輕佻浮虛の技工を競ひまして、我國固有の美術を衰微せしむるとするが如き傾向のあると云ふことは、

〔議長公爵德川家達君議長席に復す〕

是は當局者に於きましても、深く憂慮いたして居る所であります、それで昨年の美術展覽會を開きまする前に、私は此審査員に對しまして、美術の殊に日本繪畫の上に有する所の意見をも述べて置きましたことでありまするし、其意見は既に世間にも發表いたしてありまする所であります、又其後展覽會を終りました後に日本繪畫の審査委員の報告を致しました、其報告も世間に發表いたしてございます、其報告の趣意に依りましても、此前段に書いてありまする所の御意見と格別大差はないやうに考へて居るのでございます、唯併し馬屋原君の唯今此處で御述べになりました事項の中に付きましては當局者は多少意見を異にする點もございます、例へば美術學校に於て日本繪畫に必要でない所の學科に時を費やして居ると云ふやうなこともございましたが、此日本繪畫に必要ならざる學科と云ふものはどう云ふことでございますか存じませぬが、例へば解剖でありまするとか、或は又遠近法でありまするとか、さう云ふ

類のものを日本美術、學生にも課して居るのでありまするが、斯う云ふやうなことは是に必要と當局者は考へて居るのでございます、日本畫でありましても、是等の學科を缺きました時には決して適當なるものを得ることは出來ませぬではありませぬかと思ひます、古來日本畫の人物を描くに最も短所であると云ふのは何處に出でて居るかと云ふと、此解剖と云ふことを怠つて居る其結果に外ならぬので、古來の日本畫の大家と雖も人物を描くと云ふことは最も短所と致して居る所である、それは畢竟是等のことではないかと思つて居ります、又美術學校の日本畫に於て「モデル」を用ひることは宜しくないと云ふやうな意味の御話がありましたが、斯樣なことも當局者と馬屋原君と意見が少し異つて居るやうに思ひます、當局者に於きましては、例へば日本畫と雖も「モデル」を用ひることは必要と考へて居ります、又日本の畫家と云ふものは或は南宗畫の一派などは別でありますけれども、古來「モデル」と云ふものは用ひたものであります、決して此「モデル」を用ひると云ふことは外國輸入の方法ではないと信ずるのでございます、斯樣な點に於ては少しく馬屋原君の御意見とは異なりますけれども、大體に於ける御精神は當局者は大した相違はないと考へて居ります唯之を實行する方法に付ては相當努力いたして居りまするけれども、今日當局者の考へて居りまする通りに其結果が現はれて參らぬと云ふことは甚だ遺憾に思つて居りまするが、併ながら茲に內閣の直屬の調査會を設けまして、其調査を致しまして果して其效果を得る見込があるでございませうか、如何でございませう、斯道の本義及歷史的要義を調査すると云ふやうな點に付ては實は餘り今日は議論はございませぬ、少くとも當局者の考へて居る所は先刻申す通りの譯で、深く調査するを俟たずして建議者の御趣旨に適ふて居ることと思つて居ります、果して然らば此本義及歷史的要義を調査して、之を實際に現はす上の手段方法に付きましては、是は種々努力いたさぬければならぬことでありまするが、調査會を設ける趣旨と云ふものは決してそれではないやうに思ひます、然らば此調査會で調査せんと欲するものは最早調査の必要のない事項ではないか、斯樣に考へられるのでございます、又內閣直轄の下に美術調査機關を設けると云ふことは、一體官制の立前の上から如何でありませうか、內閣直轄の下に調査機關を設けるとなりますれば、是は各省の所管に屬せざること、若くは二三省に連帶して居ることは從來內閣に於て之を調査することはやつて居りますのでありますが、茲に現はれてありまする所の美術の本義及歷史的要義と云ふことの如き、是は純然たる文部省の所管事項であると考へるのであります、斯樣なる文部省所管の事項を取つて、之を內閣に於て調査すると云ふことは、是は官制の立前の上から考へましても、如何でありませうか、是は篤と御考慮を願ひたいと思ふのでございます、要するに斯樣な次第でございまするから、建議案を御提出になりました御精神に付ては當局者と御提出者との間に何等の相違はないのでございますが、此調査會のことに付きましては、當局者に於ては直ちに御同感と申上げる譯には參らぬので、即ち御提出者に於かれましても、又贊成の諸君に於かれましても、尙ほ宜しく御講究を願ひたいと考へるのでございます。

○馬屋原彰君　唯今文部大臣より此建議案に對する御見込を拜聽いたしました、實は此美術のことに涉りましては失禮ながら文部大臣は委しく御承知がない、果して此解剖學や遠近法と云ふものが必要であると仰しやるけれども、それは今日普通に今世間で唱へて居る所でございます、油繪は謂はゆる塗抹式である、東洋畫と西洋畫は其描く所の間に非常な懸隔がある、又西洋畫に致しましても西洋畫の長所がある、それで人物を描くには成るべく正確に描かなければならぬ、斯う云ふのが油繪の主義である、日本の方の主義でありまする形の正確は言はない、心の正格を言ふ、心が正格を得れば形はそれに伴つて來る、即ち天地間の事物を眞似をするのでありませぬ、自分の胸中より山嶽を吐出することが根本の妙味のある所であります、之を唯機械的に寸法を取つたり何かして、解剖の骨格や筋肉の大體論などのことはちよつとも研究する必要はない、是も民間にあつて各々がやるのならば、それは勝手で宜しいが僅かに五年間で卒業せぬならぬ中央の學校で、そんなことをするよりは、まだ外に私共の考では必要なことは澤山ある、又先刻私の演壇で申上げました通り日本の美術は一國の美術で世界的の美術でないと云ふことは往々私聞くことでありますが、文部大臣御一己の御著想からさう云ふ御見込のあることも無理からぬことでありますが、併し此美術たるや是は實に帝國の美術として將來の利害得失を考へたならば唯一人一己の意見を以て之を左右すべきものでない、十分其道に通曉する人士を集めてさうして以て是ならば宜いと云ふことで決するのが當然でありませう、私共最も遺憾に感じますのは現文部大臣には直接の御關係ないことであるが、美術學校創立の際に於て東洋畫の根本原理と云ふものは如何なるものか又東西兩洋の繪畫に付てどれだけの長所がありどれだけの短所があると云ふことを十分に調べてない、是は甚だ美術政務上の大缺點であると思ひます、今日は遲くとも完全なる調査機關を設けてさうして國家永久の大方針を定めると云ふ事は誰しも不同意はなからうと思ふ、然るに曾て其根本を取調べずして漫に現狀を維持せむとするは私共甚だ取らざる所で國家前途の利害を顧る時は自分の意見を捨てても行かなければならぬ事と思ふ、文部大臣に於かれても現今の美術學校及文展には毫も缺點ないと御見込みでなく必ずどうかしやうしやうと云ふ御考であると思ふ、同學校及文展は例へて申しますと病的で立派な健全なる働きをして居らない、そこで私共の希望はさう云ふ病的を療治するにはどうするかと云ふと先づ醫師の大家の診斷を求むるの必要がある、此病源はどこにある、どうしたならば是は全快すると云ふ事は素人に分る筈がない、依つて專門の大家を集め、さうして研究を盡した所で初めて當局者を初め我々なども安心するのである、初めから精密なる取調なくて唯謂はゆる世界的共通の美術などと云ふが如き間違つたる意見が一時流行したるが爲に中央敎育が亂脈になつて來たのである、もう今日は最早模倣的の場合でないどこまでも根本から立て直さなければならぬ、先刻申します通り美術と云ふものは決して西洋の美術日本の美術と云つて根本に變りはない、唯畫風の變ることはそれは國風に依つて變るのは當然のことである、さう云ふ點から見ると御不同意のあらうと云ふことはない。大いに御贊成であると思つて居た所が、今のやうな「モデル」とか何とか云ふ御話があるのは果して適當なる學科であるや否やと云ふことは素人には分らない、どうしてもそれは玄人の言ふことを聞いて、自分で筆を執つて見て果して是はどうであらうと云ふことを發見せぬ以上は本當に分らぬから、是非名家に掛けて以て此病の病症が明白に分るのであります、さうして以て斯う云ふのでありましてどうか其建議案の上學科目のことに餘り御主張にならぬやうに願ひたい、私共が誠意誠心此建議案を提出しました趣意は美術の根本問題であります、文部大臣の遣り方が悪いの宜いのと云ふことではない、此問題が國家永遠に利害に關する問題であるから斯う云ふ方針を採つたならば官も民も皆安心するだらうと云ふ所から建議案を提出したのであります、今日は謂はゆる諸名家を集めさうして斯道と云ふものは二つあるものでない、之を調べて之に照して之が適當であるや否やと云ふことを調べれば極まる話である、其根本を調べずに、唯此頃の新巧を競ふ方の側から立論せらるるからそれが私共殘念である、今日私共茲に持出して述べたる意見をどこまで貫徹しやうと云ふ趣意はない、先づ御參考に述べたのである、要するに重大の問題で唯一人一己が斯うぢやと言ふべき場合でない、即ち自分の意見は拋擲して國家前途の爲に謀るならば私は美術調査機關を設けるの外に、他に途はないと斯う信じて居ります、それから又內閣の直轄の下に調査機關を設くると云ふことに付て御話がありましたが、是は私共は酷く考へたのです、全體文部大臣の御話がなくても此美術のことは文部省の御關係になつて居ることは知つて居る、けれども是までの歷史から段々積重つて來た問題であるから今日は文部省以外に其機關を設けられなければ折角設けられた機關が一向効能がない、それで私は考へ〳〵して內閣の直轄の下にと云ふことにした譯であります、必しも文部大臣の權限を無視した譯でない、却て私は文部大臣の御職權に付てどうか將來十分に發展の出來るやうにしたいと思つて居るのであります、それから段々……（聽取し難し）文部の……（聽取し難し）即ち今日の敎育調査會其他全國を見ますれば段々ある、是は重大問題だから……決して文部大臣の御職權を私は妨げる譯でない、却つて之を重じて此建議の方針を執つたのである、其所はどうか文部大臣にも十分御參考を願ひたい、序に申して置きますが是は明治四十四年桂內閣の時にも私は質問いたしました其時にはどうです、私は此處に持つて居りますが、日本畫の敎育は徹頭徹尾固有の特色を維持して居る、もう一層進んでは流派の蘊奥まで調べさす、

さうして文展と、學校との方針を一致せしむると云ふ立派な答辯を拜承したがさうかと思へば其後に更に文部當局者の意見を聞くと云ふとほつと變つて來る、同四十四年より今日まで文部當局の意見は四度も變つて居る、是は私が證據を持つて居る、或は西洋畫には長所があるから參考にすると云ふ意見があり、詰り美術學校でやつて居ることの反對の意見を述べられたこと度々あつたのであります、要するに文部當局者は實際の教育上殊に技術上のことは御承知でないやうに思はれます、それに今日學科目等に關し種々御意見を此で御述べになると云ふことは甚だ惜む、私共が此建議案を提出したのは專ら國家に對して永遠の利益を考へた苦心して提出したのであるから其所を御考へになり、又どうか折角のことですから閣議にも付せられて其上內閣諸公擧つて此建議案を非認せらるれば仕方がない、當議院に於ては多數の諸君の賛成を得て提出したのであるからどうか宜しく願ひます。

○男爵村上敬次郎君　本案に付きまして提案者並に文部大臣の意見を拜聽いたしましたが、私は特別委員を選出せられて、其調査委員に付託いたしたうございます、依つて此場合此動議を提出いたします。

○江木千之君　此案に付きましては到底當局者と意見が全然一致すると云ふことはむづかしからうと考へるのであります、即ち建議案の出る所以であらうと考へるのであります、然るに文部大臣は唯今內閣直屬の機關を設けると云ふことは官制の許さざる所であると申されましたのでありますが、成程唯今の官制の下に此機關を設けやうと言つたならば、官制の許さぬと云ふこともありませう、併ながら是は勅令を發布して特別機關を設けるとすれば、必しも官制に觸れると云ふ譯ではなからうと考へられる、又官制が許さぬ、內閣直屬と云ふことを許さぬと云ふことであれば、他の如何なる方法に依つてしたならば一種の機關が設けられると云ふことは、それ等の點に付ては研究の餘地があると考へるのでありますが重大問題でありますから、今に於て十分審査を遂げて政府に提出することに致したいと考へるのでありまするで、唯今の委員付託說に贊成いたすのであります

○議長（公爵德川家達君）　採決いたします、村上男爵より本建議案を特別委員に付託すると云ふ動議が出まして、江木千之君の賛成がございます、依つて問題と致します、本建議案を特別委員に付託すると云ふ說に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます、村上男爵に伺ひますが、此特別委員も議長で指名を致して宜しうございますか。

○男爵村上敬次郎君　左樣でございます。

○議長（公爵德川家達君）　特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

美術の振興に關する建議案特別委員

伯爵清棲　家教君　　折田　彥市君
渡　正元君　　男爵清水　資治君
三宅　秀君　　加藤　恒忠君
阪本　釤之助君　　高田　早苗君
木本　源吉君

○議長（公爵德川家達君）　次の日程は決定次第本院公報を以て御通知に及びます、本日は是で散會。

午後零時七分散會

○大正七年三月二十日（水曜日）

午前十時五分開議

議事日程　第十五號

第一　大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第二號）審査期限を定むるの件
第二　大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第三號）審査期限を定むるの件
第三　大正六年度歲入歲出總豫算追加案（第二號）審査期限を定むるの件
第四　臨時軍事費豫算追加案（第二號）審査期限を定むるの件
第五　大正七年度各特別會計歲入歲出豫算追加案（特第一號）審査期限を定むるの件
第六　豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第二號）審査期限を定むるの件
第七　大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第四號）審査期限を定むるの件
第八　豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第三號）審査期限を定むるの件
第九　海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案（政府提出、衆議院送付）第一讀會
第十　東京市區改正條例中改正法律案（政府提出、衆議院送付）第一讀會
第十一　京都市又は大阪市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案（政府提出、衆議院送付）第一讀會
第十二　日本興業銀行法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）第一讀會
第十三　朝鮮銀行法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）第一讀會
第十四　郡制中改正法律案（衆議院提出）第一讀會
第十五　科學及工業教育に關する建議案（伯爵林博太郎君外三名發議）會議

○議長（公爵德川家達君）　是より諸般の報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

一昨十八日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

羅災救助基金法中改正法律案
朝鮮の生産に係る物品の移入稅免除に關する法律案

同日本院に於て可決したる左の衆議院提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

日本勸業銀行法中改正法律案
輕便鐵道法中改正法律案
軌道條例中改正法律案

同日議員伯爵林博太郎君外三名より三十九名の贊成を以て科學及工業教育に關する建議案を發議せり

昨十九日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

狩獵法改正法律案特別委員會
委員長　子爵青山　幸宜君
副委員長　岡　喜七郎君

同日請願委員長より左の報告書を提出せり

請願文書表第九回報告書

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案
東京市區改正條例中改正法律案
京都市又は大阪市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案
朝鮮銀行法中改正法律案
大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第二號）
大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第三號）
大正六年度歲入歲出總豫算追加案（第二號）
臨時軍事費豫算追加案（第二號）
大正七年度各特別會計歲入歲出豫算追加案（特第一號）
豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第二號）
大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第四號）
豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第三號）

同日衆議院より左の法律案を提出せり

郡制中改正法律案

同日衆議院より本院の送付に係る左の政府提出案は本院の議決に同意し奏上せる旨の通牒を受領せり

朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案

同日衆議院より政府に於て左の議案を撤回せる旨の通牒を受領せり

衆議院議員選擧法中改正法律案

○議長（公爵德川家達君）　是より本日の會議を開きます、御異議がなければ日程の第一より第八までの豫算案は一括して問題に供します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、尙ほ御諮りを致します、本日も通牒文の朗讀は省略いたして御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、第一、大正七年度歲入歲出總豫算追加案、第二號、第二、大正七年度歲入歲出總豫算追加案第三號、第三、大正六年度歲入歲出總豫算追加案第二號、第四臨時軍事費豫算追加案第二號、第五、大正七年度各

特別會計歳入歳出豫算追加案特第一號、第六、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件追第二號、第七、大正七年度歳入歳出總豫算追加案第四號、第八、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件追第三號、審査期限を定むるの件。

〔左の送付文は朗讀を經さるも參照のため茲に記錄す以下之に傚ふ〕

(第二號)大正七年度歳入歳出總豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月十九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

(第三號)大正七年度歳入歳出總豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月十九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

(第一號)大正六年度歳入歳出總豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月十九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

(第二號)臨時軍事費豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月十九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

(特第一號)大正七年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月十九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

(追第二號)豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月十九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

(第四號)大正七年度歳入歳出總豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月十九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

(追第三號)豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月十九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 唯今議題と相成つて居りまする追加豫算に付きまして、第一より第八に亙りまして大體の説明を申上げたいと思ひます、大正七年度歳入歳出總豫算追加第二號に計上いたしてありまする所の金額は、歳入に於きまして六百七十餘萬圓、歳出に於きましては七百四十餘萬圓でありまする、此歳入歳出差引不足額六十餘萬圓は曩に協賛を經ました大正七年度總豫算に於きまする歳入超過額を以ちまして之を支辨するの計畫を立てゝ居りまする、此所に歳出の重もなるものに付て申上げますれば、製藥阿片として賣下を致しまする所の阿片の購入の爲に、阿片費に於て百四十餘萬圓を計上いたして居りまする、又昨年夏期に於きまして天津に大洪水がございました、此爲に被りました損害の復舊費と致しまして、外務省所管に於きまして七千餘圓、陸軍省所管に於きまして十四萬餘圓、遞信省に於きまして七萬餘圓を計上いたしました、尚ほ昨年秋期の暴風雨の爲に被りました損害の復舊と致しまして東京灣砲臺第三海堡復舊に關します所の經費總額三十三萬餘圓の中、大正七年度に於きまして八萬圓を計上いたしました、横須賀工廠建造物等の復舊に關しまする所の經費十九萬餘圓を計上いたしてございまする其他電信電話線路電氣試驗所及商船學校石垣等の復舊を要しまする經費四十餘萬圓を計上いたしてございまする又東亞同文會に對しまして大正七年度以降四年度に亙りまして總額五十八萬圓の補助を致したいと云ふ計畫を立てまして本年度に於きまして三十五萬餘圓を要求いたしてございまする同仁會に對しまして大正七年度以降三年度に亙りまして總額三十萬圓を毎年十萬圓づゝ補助する計畫を立てまして本年度分として十萬圓を計上いたしてございまする、澱川の改修工事増補費に於きまして總額五百九十七萬圓を大正七年度以降六箇年度の繼續費と致しまして其本年度に要しまする經費百萬圓を計上いたしてございまする、朝鮮師團建築費に不足を生じましたに付きまして是が追加額として五十二萬餘圓を計上いたしてございまする、尚ほ兵器製造所の新設費に不足を生じまして其總額百八十萬圓を大正七年度以降二箇年間に亙りまして、既定の繼續費に追加するの計畫を立てました、是が爲に本年度に要する經費三十萬圓を追加豫算に計上いたしました、元屯田歩兵救恤金としまして十三萬餘圓を計上いたしました、大阪監獄移轉建築費に於きまして總額百八十萬圓を大正七年度以降七箇年度の繼續費と致しまして、其本年度分四十五萬圓を計上しました、尚ほ京都地方裁判所區裁判所廳舍建築費に於きまして總額二十六萬圓を大正七年度以降三箇年間の繼續費と致しまして、さうして其本年度分八萬圓を計上いたしてございまする、此外神戸郵便局の局舍、其他火災復舊の爲に遞信省所管に於きまして三十七萬圓を計上いたしてありまする、是等が即ち歳出の重なるものでございまする、右歳出に對しまするものゝ財源と致しましては、官有物總下代二百餘萬圓、澱川改修增補工事に伴ひまする地方分擔納付金四十萬圓等の外、前年度剩餘金の繰入が三百餘萬圓を歳入に計上いたしてございまする、是が大體日程の第一に載つて居りまする所の追加案の大要でございまする次に時局の進展に伴ひまして、臨時軍事費に於きまして二千五百餘萬の追加を致してございまする、此中陸軍が約千九百九十萬圓、海軍が五百十六萬圓くらゐになつて居りまする、而して是等の財源と致しまして、前年度剩餘金を主として用ひまして、前年度剩餘金を一般會計へ入れ、之を臨時軍事費に支出すると云ふ其形式を執りまする爲に日程第二、第三と云ふ此形式が提出を致してございます次第でございまする、尚ほ此臨時軍事費の財源に付きまして多少不足を致しまする、其不足を致しまする分は追加豫算第一號に於きまして歳入超過額が四十萬圓ばかりございまする、之を以て此不足額を補ひいたしまする計畫でございまする、特別會計に關しましては第一に樺太の特別會計に於きまして、鐵道建設費と致しまして百二十餘萬圓を計上いたしてございまする、御承知の通り樺太に於きまして同島の開拓の爲に鐵道を敷設いたします其總額は五百四十餘萬圓でありまして、大正七年度以降五箇年間の繼續費と致してあるのでございまする、其財源を是は公債に仰ぐと云ふ計畫を立てゝ居ります次第でございます右の公債發行の計畫に伴ひまして、國債整理基金特別會計に於きまして其利息等の關係がありまするからして、多少の追加を要するものが、是が計上を致してございまする、尚ほ九州帝國大學特別會計に於きまして多少の新營費、學校及圖書館特別會計に於きまして多少の設備費等がございまするので、各々追加要求を致しました次第でございまする、第六にありまする豫算外國庫の負擔となるべき契約は、是は曩に述べました東亞同文會並に同仁會に對しまする所の補助の形式の提案でございまする、第七の追加第四號でありまするが、本號に掲げてありまする所の金額は歳入歳出各々六萬六千餘圓でございまして、其財源は全部前年度繰入金を以て之に充つるの計畫を立てゝ居りまする、此主なるものは貴族院令の改正に依りまして人員が殖えまするに付きまして其歳費並に是に伴ふ所の經費、其額が約四萬千六百圓ばかりございまする、其外に都市計畫調査會を速かに設置いたしまする必要を認めまして、其經費と致して二萬五千餘圓と云ふものを計上いたしてございます、是が第七の大體の趣意でございます、第八の豫算外國庫の負擔となるへき契約に關する件、是は日本興業銀行の發行いたしまする所の債券に政府が元利を保證すると云ふ件でございます、御承知の通り今日時局に於て殊に對外投資と云ふことが非常に必要でございます、然るに對外投資に關係いたして其資金を得ることが甚だ困難でございます故に、興業銀行の債券にして之を對外投資に用ひまする分に對しまして、政府が元利の保證を致したい、斯う

致して潤澤なる資金を得、並に低利なる資金を得て之を海外に投資いたしたいと云ふのが詰り此案の精神であります、大體右樣の次第でございまする、會期切迫の際でありまするが、何卒速かに御審査の上協贊を與へられむことを偏に希望致します。

○高橋作衞君 質問いたしたうございます、外務大臣は御出になりませぬか。

○議長(公爵德川家達君) 内務大臣は出席して居られます……外務ですか。

○高橋作衞君 外務大臣……

○議長(公爵德川家達君) 外務大臣は見えて居られませぬ。

○高橋作衞君 然らば其他の大臣の方から御答辯を願つても宜しうございます、私の御尋ね致したいと思ふことは外務に關して居ることでございます、第一に御尋ね致したいのは、此追加豫算と致しまして同仁會、東亞同文會に對する補助の豫算が計上してあります、此事柄たる誠に御趣意に於ては結構なことで、斯の如き會を援助することに依りまして、日支親善の實を擧げると云ふことが出來ると思ふのでございます、此補助を爲すの必要と云ふことは極めて明瞭でありますにも拘らず、何故に斯くも遲く追加豫算として御出しになりましたのでございますか我々共の考へまする所に依りますると、他の方法に依つて日支親善を圖らうと云ふやうなことは多くの場合に於て却つて支那人の誤解を招くやうなことがあるのでございます、併し斯の如き學校を造るとか或は醫術を以て支那人を救濟すると云ふやうな、斯う云ふ穩當な日支親善を圖るべきと云ふやうな事柄に付ては、政府は先づ之をもつと早く、現内閣の御趣意としては早く御提出になつて然るべきものと思ふのであります、而して此高を見ますると如何にも少いのであります、例へば米國の「ロックフェラー」の如きは約百五十萬弗の資金を寄附いたして、さうして病院等を造ると云ふ設計を立つて居る、同仁會の如きは僅かに其の「ロックフェラー」の設計して居る所の鄰に十萬圓ばかりの病院を造ると云ふ事になつて居ります、場所もあらうに鄰で、片方は大なる設計を立つて居る、日本の方では其資金が乏しい爲に、僅かに十五分の一……三十分の一位の仕事しか出來ないと云ふやうなものであつて見れば、是は兎に角國家から見て、もつと早く斯う云ふ所へは御補助になつて然るべきものと思ふのみならず、其額も十萬圓宛三年などゝ云ふ少額では、どうも日支親善の實を擧げると云ふことは甚だ覺束ないと考へる何故に斯の如き小さい補助を爲すつたと云ふことを伺ひたいと云ふのが第一、第二には米國が單り支那に於てのみならず、極東方面に於て非常に總ての事柄に付て所謂機先を制して居る、而して西比利亞方面に於て益々其働きを進めて居るやうに思はれるのであります、例へば是は事實であるかどうか存じませぬけれども、昨日邊り新聞の號外などが出ました黑龍江の交通權を得た、どうも私共の考へまするのには勿論其權利を與ふべき其人が極つて居らないのに、それを與へられたと云ふ事柄があると云ふことは、存在し得べからざるものと理窟上思ひまするけれども、併し世の中のことは法理通りには行かぬもので、實際に於て斯の如き權を得たと云ふ事實があるのでありませうか、どうでありませうか、又斯の如きことは豫想し得べきことであるのに、其豫想し得べきことを豫防すると云ふやうなことは、政府では御執りにならなかつたのであるか、どうであるかと云ふこと、それが第二、是は私は、私自己として齊東野人の語としてあるべきものとは思ひますが、ちよつと聞きまする所に依りますると、先頃犬吠岬の沖で亞米利加の船が難破した時に、日本の者が援助に到らなかつた、併し救濟の必要があるので、無線電信か何かを以て救濟した、即ち他の方面より救濟を仰いだ、其船は西比利亞の方から歸つて來た船である、而して其中には錫が積んであると云ふやうなことを聞きましたが、人の噂に依りますると三千噸ばかり、併し人數は分りませぬけれども、米國人が西比利亞へ行つて其歸り途であると云ふやうに聞いて居ります、是れは恐らくは事實ではなからうかとは思ひまするけれども、是れも若しひよつとして事實であるとすれば、西比利亞方面に對して亞米利加の方ではなか〳〵能く人もやり、色々なことをする、一面日本に於ては西比利亞の方で騷擾すると云ふと其の人民が引揚げると云ふやうなことになる、相對する關係に非常な差かあるやうに思ふ、日本の方では引揚げる者を止めて、さうしてそれを保護するために兵でも出すと云ふことにした方が私共適當と思ふて居るのでありますが、それは議論になりますから差し措いて、唯今申したやうな事實があつたのでございませうか、私共には分りませぬから、さう云ふことは政府で御調べになつて居ることゝ思ひますから、御分りであつたら承はりたい、而して第三に承はりたいのは、一體此西比利亞に出兵すると云ふことの問題は餘程長く研究をされて居りますが政府はまだ御研究が積まないのでありますか、それを承はりたい、一體日本の國民の中には出兵と云ふことに異存はなさゝうであるが、出兵の原因とか、出兵の理由と云ふことに付て疑を懷いて居る、而して又其必要其ものに付ても多少疑を懷いて居るものゝやうでありますが、偸安姑息、大いに平氣になつて居るやうであります、私共研究しました所では、實はもう獨逸の勢力は西比利亞に這入つて居るやうに思ひます、と云ふことは極く眞面目な緻密なる研究に依つて、明かなる材料を得て居ります次第でありますので、西部の獨逸の兵が此方へ來た時は既に手を著けられない時である、それ以前に於て今日に於ては獨逸が既に東漸と申すけれども、這入つて居る、將に這入らんとするに非ずして既に這入つて居る、其這入つて居るものがですね、まだ俘虜は「イルクック」邊りで以て一師團位武裝せしめたと云ふやうなことに過ぎないのでありまするから、今ならば出兵しても効果が擧がる時であります、彼是遷延して今では獨逸の兵が西部から來ぬから宜いと云ふやうなことで安心て、愈々向ふから兵が來た時分には迚も間に合はぬ時であらうと思ひます、でありまするからどうして見ても、今此出兵の必要の有ると云ふことをですね、寧ろ政府が何故に人民に御示しにならないのですか、此場所に於きまして外務大臣に屢々承はりました、質問いたしましたに、其事に付ては知らない、知つたことでも、知らないと仰しやる、又言ふべきことであつても今は時機でないと云ふやうな具合に、何を言ふても口を噤んで御出でなさると云ふ事は、是は却つて宜しくないと私は思ふのであります、それで私が質問いたしまするのは有の儘のことを御答辯願ひたいと云ふことなんでありますが今まで外務大臣の御答の仕方が斯の如くに一切口を噤んで御出でなさつて、而して出兵すべきや否やと云ふことに付ては、一面に他の方面に於て何と言つてなさるかと云ふと、國民の決心がまだ付かぬやうであると仰しやる、必要を示さずして決心の付く筈はありませぬ、さう云ふやうな矛盾して居ることを言つてなさるが、不誠意極まるものと私は斷ずるのであります、故に此の如き必要あり、出兵の必要があると云ふ所の事實なり、故に出兵すると云ふことを何も今は仰しやつて下さらないでも宜い例へば東部西比利亞の方に多數の俘虜が、例へば或場所に於て十萬の人が居る、或場所に於ては二萬五千居ると云ふやうなことで、是等の者が愈々武裝を著けると云ふ事になつたならば、それが過激派と組んだならば、日本の地位と云ふものはあぶないものだと云ふ所の御說明を承はりたいのでございます、それが今まで始終御隱しになるものでありますから却つて國民が其十分の事を知らないと云ふ、其危險を知らない爲に一致せぬ、一致せぬ所を口實にして出兵せぬとか、するとか云ふことは、論理に於て甚だ矛盾極まるものと私は思ひます、今や西比利亞に於ける所の形勢は危險であると云ふ御自覺になりまするものならば、其程度の御說明を承はりたいと思ふのです、其三つであります。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君) 高橋君の御尋ねの第一點に付てのみ私より御答を致します、即ち東亞同文會並に同仁會に關する補助の事柄を何故に斯樣に遲れて追加豫算に組んだか、茲に若し之を組むとするならば、何故に斯樣に小額を組んだのであるか之に付て私は御答を致したいと思ふのであります、高橋君の此經費を計上いたしました事柄の遲れたと云ふことに付きましては、甚だ政府と致しましても遺憾に存ずる次第であります、併ながら此經費を計上いたしまするに付きましては、同文會或は同仁會と種々なる交涉其他が大分に手間取りまして、之を本豫算に於きまして計上いたすべかりしものでありましたけれどもが、遂に今日の如く遲れたんであります、而して斯く遲れましたが爲に、之を拋棄すべきものであるかと斯う申しますると、既に高橋君も御認めになつて居る如く、今日の時局に於て斯の如きものは誠に必要な經費でありますので、已むを得ず此追加豫算に計上を致した次第でございます、而して其金額に付きましては、成るほど一面から申しますれば或は小額であると云ふやうなことがあるかも知れませぬが、是は同文會、或は同仁會に於きまして相當の計畫を立てまして、略々是であれば今日の所は先づ宜しいと云ふことでありまするのであります、

其他政府に於きましても是等の同文會、或は同仁會等が爲す事業の外に支那に對しては種々計畫・畫策して居る所がありまするのみならず、又財政上の見地から致しましても、今直ちに是等に向つて巨額の補助を致すと云ふ譯にも參りませぬので、それ故に遺憾ながら唯今計上して居りまする所の金額を要求いたしたと、斯様な次第でございます、是だけ御答辯いたします。

〔國務大臣伯爵寺內正毅君演壇に登る〕

○國務大臣(伯爵寺內正毅君) 唯今の高橋君の外交上に關する御尋ねです、生憎と外務大臣は他に出て居りまして、此處に列席を致して居りませぬ、私より概略の御答をして置きます、尙ほ正しき精密なことが御聽きになりたいと云ふことでありましたら、他の機會に於て外務大臣より述べることに致します第一此西伯利亞に對しまして黑龍江の船を云々と云ふ御尋ねであります、政府は不幸にして未だ亞米利加の人が黑龍江の船を皆露西亞人より買ひましたと云ふことは確かの報告を得て居りませぬ、私も昨日か新聞の號外、即ち國民新聞の號外を見ました「ナイト」提督があの船を亞米利加の方に取入れられたと云ふことであります、「ナイト」提督は東洋艦隊司令長官であります、恐らく此人がさう云ふことをされると云ふことは間違ではあるまいかと思ひます又犬吠岬に船が云々と云ふことでありました、是も私は何の報告も得て居りませぬが、高橋君の御說のやうに恐らくは或は亞米利加の人の西伯利亞の方の即ち浦鹽方面に往復する者かも存じませぬ、是は確かな報告を得ませぬから、何等確言を申上げることは出來ませぬが、浦鹽方面は列國の人が皆往來する所であります、或はさう云ふことかとも思ひまする何れ之に付ては、まだ外務大臣も何も報告も得て居られませぬやうでありますが、取調べた上で詳しく申上げても宜しうございます、それから此出兵問題此出兵問題に付ては政府は何等決定をして居りませぬ、又唯今高橋君の仰しやる如く、西伯利亞に在る所の捕虜が云々と云ふことを、それ程に心配をして居りませぬ、我帝國の威力はそれ等のことに付て、それ程に心配するほどの無力のものでないと私は信じて居ります、是だけが御尋ねの中の要點であつたと思ひます、是だけ御答をして置きます。

○高橋作衞君 第一の點に關しましては、事細かいことになりまするから、是は豫算委員會で尙ほ私の伺ひたい所を伺ふことに致します、第二の點に付きましては、是はまだ事實を御承知ないと云ふことでありますから、御分りの時に承はれば宜しいのでありますが、第三の點に付ては私の御尋ねしたのは俘虜がどう云ふ風になつて居るか、どう云ふ有樣であるかと云ふことを御說明を願ふ積りでありましたが其事は御說明はなく、俘虜が居つた所で心配ないと云ふ結論だけ御話でありましたが、其結論に付きましては私は反對の意見を持つて居りますが、今日意見を述ぶる場合でありませぬから、それは遺憾ながら止めて置きます、外務大臣が御出がございませぬから、私は此場合質問は是で打切つて置きますが、併し豫算委員會で尙ほ承はりたいのですから、どうぞ外務大臣は怠りなく御出席になることを希望いたします。

○江木千之君 私は一點政府に御尋ねをしたいと考へる、日程の第七豫算に貴族院令の改正に伴ふ經費の增額を要求して居られまするが、衆議院に於ける選擧法の改正に伴ふ所の經費の要求も同時に出ることであらうと期待して居つたのでありまするが、豫算には見えても居りませぬ、又其改正法律案は政府は昨日を以て衆議院より撤回せられたと云ふことを承はりましたが、如何なる理由を以て撤回なされたのであるか、詳細に承はりたいと考へます。

〔國務大臣男爵後藤新平君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵後藤新平君) 衆議院に提出になりました選擧法別表の撤回の事に付いて江木君から御質問であります、是は政府の提案いたしました別表の外選擧法に伴ふ所の選擧區、選擧權の擴張、罰則等を一括しました所の、各々異つたる所の三案を見るに至りましたのであります、此に於て政府は愼重に調査の必要を認めまして、撤回を致したのであります。

○江木千之君 如何にも了解し兼ねる御答と思ひますが、選擧區のこと其他に付て衆議院で議論が出たから、篤と調査するの必要を認めて撤回したと云ふことでありまするが、選擧法に關して議院又は政黨間に意見のある所は、苟も政治に首を突つ込んで居る者は是の分らぬ人は殆どなからうと私は考へるのであります、貴族院に於ては選擧區に付ては大選擧區を可とすると云ふことは、貴族院の今日迄の院議である、又衆議院に於ける大政黨たる政友會は小選擧區を主張すると云ふことは、是は多年の持論であると云ふことは天下に明かなる事實であるのである此事實を目前に見ながら、別表の改正だけを提案せられたと云ふことは、政府はどう云ふ御考であるか初より之を通過さすの考は無くして提案されたのであるか、今に至つて何を調べられるのである、一功了解することが出來ませぬから、もう少し詳しく御說明を願ひます。

〔國務大臣男爵後藤新平君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵後藤新平君) 江木君の御質問に御答いたしますが、固より此選擧區のことに付ては歷史のあることでありまして、是等の意見の相違のあることは承知して居るのであります、而して別表のみを提案した理由は如何なることであつて、又之を通過させると云ふことに付ての確信が無いのではないかと云ふ御尋ね、之れに對しましては內務省に於いて選擧法調査委員會を開きましたときに、別表だけが調査會で結了いたしました、其の他のことは調査會を結了いたしまするまでに……種々の意見は出ましたが、固より選擧區の事には原案が提出されてなかつたのでもありましたが、是れ等のことは調査會に於て審議を了して居りませぬのであります、で調査會に於て審議を了した部分に付て、先づ之を提案しやうと云ふことに決定いたしました、其當時にも此選擧區の事も調査いたしました、又選擧權擴張に關しても調査いたしました、罰則に關しても種種の調査を致したのでありましたが、是等のことは結了に至らぬけれども、調査會を結了した所のものを先づ提案しやう、別表は全く別のものであるから提案しやう、唯選擧區の關係に於ては別表は大なる關係があるものでありまするけれども、選擧區は現在の儘にして、此別表の改正を提案するが宜からうと云ふことで、之を通過させる確信を以て提案したに相違ないのであります、然るに各派より提案がありまして、其提案中各々の見る所固より違ふのは當然のことでありますが、之を一括と致して考へて見ますると、更に十分に考慮をすべき所のものあることを見出しまして、又此法案は即日施行するものではなくして、まだ年限を要するもので、次の選擧に施行すべきものでありまするから、且申す迄もなく憲法附屬の法案でありまして、尙ほ愼重なる調査をする必要ありと認めましたから、玆に之を撤回いたしまして、更に調査を致すと云ふことを政府は決定いたしまして、撤回いたしたのであります。

○江木千之君 益々分らぬやうになりましたが、調査會に於て別表だけの改正を希望すると云ふことになつたので、是は衆議院を通過出來る確信があつて提出したと云ふことでありまするが、其確信は何の役にも立たなかつた、其理由の御說明があるかと見ると、唯「然るに」と云ふ一語、然るに衆議院では色色の案が出た誠に分らぬ御答であります、調査會に於て別表だけの改正を望むと斯う言つたと同時に、衆議院の大政黨も多年の主張を抛つたものと御考へになつたのでありませうか、斯の如き淺薄なる御考を以て、此憲法附帶の重要なる法律案を提案になつたのでありませうか、此點が更に私分らぬのであります、且又樞密院の御諮詢を經て居る憲法附帶の大法律である、それを財政計畫を抛つこと弊履を脫するが如く、此大法律の改正を抛つこと弊履を脫するが如しと云ふ有樣でありますが、斯の如くして樞密院に對しても濟むと云ふ御考でありませうか、斯の如き政府の處置と云ふものは、至公至平の位置に居る所の樞密院の位置を國民をして疑はしめるのではないかと考へる、唯時の內閣の言ふが儘になると云ふが如く國民をして解せしむる虞もあるのである、又是はさう急ぐのでないから撤回したと云ふ御答辯であります、是は最初より分つて居る、然らば此度提案せられたのは貴族院令を改正する御附合に出したと云ふ趣意のやうに疑はしめるのでありますが、此邊は如何でありますか。

〔國務大臣男爵後藤新平君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵後藤新平君) 重ねて江木君からの御質問がありましたから一言申上げます、大政黨たる政友會は選擧區の意見に付て小選擧區を主張して居ると云ふことは最初から分つて居ることである、調査會に於て別表を決議した時分には、既に大政黨が其意見を抛棄したものと看做したのであつたか、是が質問すべき點であると云ふことを言はれたやうでありますが、決して其當時に於て左樣なる見解をした譯ではありませぬ、先刻も申述べましたやうに政府は現在の制を以て選擧區のことは此儘に致して置いて、別表の如く改正しやうと云ふことに決定したる所の調査會の意見を採用したのであります、其

大政黨の意見如何に依つて決定したものではないのであります、而して此の撤回に至つたのは幣履を抛つるが如く、容易に之を撤回したやうに言はれますが、是は江木君の御意見でありまして、政府は愼重に考慮を致しまして、各種の提案に付て能く參照しました上に、猶ほ時日のあるものであるから、茲に考慮を加へることが必要であると認めましたのであります、又樞密院のことに付きまして、樞密院の御諮詢を經て提出する位のものでありますから、政府も容易に之を撤回することは固より敢へてしないことであります、併ながら斯の如く愼重なる考慮を要すべきものでありまするから、愼重なる上にも更に愼重なる考慮を加へた上に之を撤回して、猶より善き法案にすることの望を政府が有つた以上には、之を責任を以て撤回して、さうして其責任の重きを盡すと云ふことが政府の本意であると考へたのであります。

○江木千之君　どうも御答に依つて見ると、貴族院令改正の御附合に出されたものと云ふ惑を解くことは出來ぬのでありますが、幾度御尋ねいたして見ても、愼重に考へたと云ふやうな言葉を五遍も六遍も繰返へさるゝに過ぎないのでありますから、此問答は果して如何なるものであるかと云ふことは、今日の速記の儘之を國民に示すの外はないと考へまするから、此の質問は、此以上質問することは無用と本員考へますから、それは止めますが、要するに政府は誠意もなければ誠心もないと考へるのである、斯の如く易々として撤回すると云ふが如きは、幾ら口に愼重に考慮したと云ふことを、繰返しても誠意の……

○議長（公爵德川家達君）　江木君に御注意いたしますが、御質問でなければ、御意見は御無用に願ひます。

○江木千之君　希望を述べるのでありますゝ、政府は苟も斯の如き輕擧をせられざらむことを偏に希望するのであります。

○淺田德則君　唯今日程に上つて居ります、第一より第八に至る各豫算案審査期限を定むるの件であります、既に會期も切迫いたして居ります故に、日限を定めず、審査結了次第報告することに致したいと存じます、どうぞ御贊成を願ひます。

○男爵石黒忠悳君　贊成を致します。

○議長（公爵德川家達君）　淺田君の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第九、海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月十九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

〔左の議案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に傚ふ〕

海軍ニ於テ海軍採炭所ノ石炭ノ買入ニ關スル法律案

海軍ニ於テ海軍採炭所ヨリ石炭ヲ買入ルル場合ニ於テハ前金拂ヲ爲スコトヲ得

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣（勝田主計君）　御承知の如くに、海軍採炭所は明治四十年より特別會計をなして居るものでありまして、運轉資本として十萬圓を有つて居ります、然る所其後採炭の業務が發達いたしまして、其經費に於きましても、今日は當初に比較いたして見ますと云ふと、三倍以上にも上つて居るやうな狀況でございます、それ故に此運轉資本の十萬圓で之を經理いたして行きまするると云ふことは甚だ困難になりましたので、茲に海軍が採炭所より買ひます所の其代金の前拂を致すと云ふことを致しますれば、其經理が圓滑になります次第でありますので、其途を開きたいと云ふのが本案の精神でございます、どうか御審議の上御協贊を願ひたう存じます。

○議長（公爵德川家達君）　特別委員の氏名を書記官をして朗讀を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案特別委員

伯爵柳原義光君　子爵細川立興君
子爵櫛笥隆督君　子爵京極高備君
男爵伊東義五郎君　中島永元君
福永吉之助君　佐々田懋君
西川甚五郎君

○議長（公爵德川家達君）　御異議がなければ、日程第十、第十一は束ねて問題に供し、同一委員に付託いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　第十、東京市區改正條例中改正法律案、第十一、京都市又は大阪市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案、政府提出、衆議院送付第一讀會

東京市區改正條例中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月十九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

東京市區改正條例中改正法律案

東京市區改正條例中左ノ通改正ス

第一條中「閣令」ヲ「勅令」ニ改メ第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

東京市區改正委員會ハ市區改正ノ設計及毎年度施行スヘキ事業ヲ東京市ノ區域外ニ亘リ議定スルコトヲ得

第二條及第十三條中「東京府知事」ヲ「東京市長」ニ改ム

第三條中「東京府區部內」ヲ「東京市」ニ「地方税」ヲ「府税」ニ改メ左ノ一號ヲ削ル

一清酒　區內ニ輸入又ハ區內ニ於テ釀造販賣スルモノ一石ニ付金五拾錢以內

第四條中「租税滯納處分法」ヲ「國税滯納處分ノ例」ニ改ム

第五條中「東京府區部」及「東京府區部內」ヲ「東京市」ニ「東京府知事」ヲ「東京市長」ニ「東京府區部會」ヲ「東京市會」ニ改ム

第六條中「府縣會規則ニ依リ東京府知事東京府區部會ニ付シ」ヲ「東京市長東京市會ニ付シ」ニ改ム

第九條及第十一條中「東京府知事」ヲ「東京市長」ニ「東京府區部會」ヲ「東京市會」ニ改ム

第十條中「東京府知事」ヲ「東京市長」ニ「精算帳及計表ヲ製シ翌年通常會議ノ初メニ於テ之ヲ東京府區部會ニ報告シ」ヲ「其決算ヲ東京市會ニ報告シ」ニ改ム

第十二條中「東京府區部」ヲ「東京市」ニ「東京府知事」ヲ「東京市長」ニ「東京府區部會」ヲ「東京市會」ニ改ム

第十四條　市區改正ノ事業ハ東京市長之ヲ執行スヘシ

第一條第二項ノ規定ニ依ル事業ニシテ東京市ノ區域外ニ於テ施行スヘキ部分ハ前項ノ規定ニ拘ラス其地ノ町村長之ヲ執行スヘシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ町村長其執行ヲ東京市長ニ委託シ又ハ內務大臣東京市長ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

市區改正事業ニ依リ生シタル營造物ノ管理ニ付テハ前二項ノ例ニ依ル

第十四條ノ二　前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ要スル費用ハ東京市又ハ東京市及事業地ノ町村ノ負擔トス

前項ノ負擔ニ付テハ關係市町村ノ意見ヲ聞キ東京市區改正委員會ノ議定ヲ取リ內務大臣之ヲ定ム前二項ノ規定ニ依ル費用ニ關シテハ市區改正ノ費用ノ例ニ依ル

第十六條ヲ削ル

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

京都市又は大阪市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案

右政府提出案本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月十九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

（行間空なきものは衆議院の修正—は同削除の符號なり）

京都市又ハ大阪市。ノ市區改正ニ關シ東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則ヲ準用シ得ルノ法律案
。其ノ他ノ市

東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ京

都市又ハ大阪市。及内務大臣ニ於テ指定シタル市。ノ市區改正ニ關シ之ヲ準用スルコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣男爵後藤新平君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵後藤新平君)　唯今提出になりました東京市區改正條例中の改正法律案、並に京都市又は大阪市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案、此二案に付て提出の理由を短簡に申上げます、是は近來都市の急激なる膨脹に鑑みまして、營業上、衞生上、又は防火上、交通上に關して各々利害共通の地域、即ち市區の外の地域に於て永久公共の福利を增進せしめんが爲には、茲に適當なる調査を爲し、其遂行を期せなければならぬと云ふ爲に、此法案を提出いたしました譯であります、京都市大阪市に於て、此東京の市區改正土地建物處分規則を準用いたしますることも隨つて必要を見ることは論を俟たぬことであります、近來此都市の不規則なる發達が日を經るに從つて將來の大困難を釀すと云ふことは、貴族院に於ても屢々御質問が出て居るやうな譯でありまして、當局に於ては此制は一日も緩ふすべからざるものと考へて居るのであります、それ故に茲に東京市區改正條例中に改正を加へ、而して之を又京都市大阪市の市區改正に用ひることに致さうと云ふのであります、然るに衆議院に於きまして是に修正を加へ、其他「内務大臣ニ於テ指定シタル市」と云ふことに致して、京都市、大阪市の外に必要と認めたる時には、之を擴げて用ひると云ふことに修正されたのであります、此事は時勢の必要と認めまして、政府に於ても同意を致した次第であります、御審議の上御協賛を與へられんことを……

○山脇玄君　私は内務大臣に質問を致します、東京市は帝都であつて、人口が增加すると云ふ次第であります、唯今の東京市街の有樣を見て見ますると如何でありませうか、是で日本の帝都として恥ぢざるだけの設備が完全して居ると申されませうか、或外國人の評を聞きますると、東京市は雨が降れば泥田である、天氣が好ければ河原であると云ふ評を致して居りまするが、是は一理あると考へます、斯樣に面積の廣い東京、此場所を帝都に恥ぢざるだけの體裁をすることは、なか／＼東京市民の財力の堪へる所ではなからうと考へるのであります、幸に此度改正案が出ろ、段々御調査もあるやうな唯今の御話でありますが、内務大臣は此際に東京市と云ふ區域を狹めて、其部分を完全に設備して、帝都に恥ぢざる體面にすると云ふ御考はありませぬか、其段を一應伺ひます、殊に此節自動車と云ふものが來まして、我々徒歩主義の者には非常な不便を與へるのであります、それは即ち今日のやうな道路にして居つて、あのやうな交通機關を以て運轉すると云ふことは、甚だ權衡を得て居らぬと私は考へる、さう云ふいろ／＼なこともありますから、どうか此際に帝都たる市と云ふものの範圍を幾分か、其部分だけを完全なものにすると云ふやうな御考はあるかないかを内務大臣に伺ひたい。

〔國務大臣男爵後藤新平君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵後藤新平君)　唯今山脇君の御質問はちよつと聞き取れぬ所がありましたが、大要此東京市の現在の交通上の困難其他に對して、十分なる改善をする抱負があるや否やと云ふやうな御尋と考へましたが……

〔山脇玄君「東京市を少し狹めて其部分を完全なものにする……」と述ふ〕

其點に付て御答いたします、東京市を小さくして完全にすると云ふことは、從來ある所の議論でありまするが、此事は小さくして完全にすると云ふことも一つの方法でありませう、又東京市周圍に對して市區改正の目的を完ふし、交通上其他百般の文明生活に適當するやうな施設を爲すと云ふことの必要もありませう、是等の點に付きましては十分攻究を致して、今後の施設を試みやうと思つて居るのでありまず、東京市並に東京市と共通の利害を持つて居る所の地域に對して、此制度を擴げて用ひやうと云ふことをは全く山脇君の御質問の趣旨に適ふやうなものと考へます、唯々市區を小さくして其完全を圖ると云ふばかりではないのであります、市區の周圍一里と云ひますか二里と云ひますか、是に對して相當なる計畫を定めて、都市の完全なる計畫を試みなければならぬと考へて居ります、是は唯道路とか地面上の關係ばかりではなく、今日以後には地下の建設物に付て大いなる講究を要するのであります、地下の建設物に對する講究のことに付きましては、從來下水其他此電信電話に關するもの、水道、是れ位に止つて居りましたけれども、今後の地下の建設物に是等には止まらぬのでありますから、東京市並に東京市と利害を同じうする所の周圍に及ぼす所の計畫を定めて、さうして、完全なる施設をなすの基礎を定めなければならぬと考へて居ります。

○男爵石黑忠悳君　私は内務大臣に質問を致しまするが唯今段々都市の造營物に付て御話がありましたが本員は數年來毎年のやうに内務省當局者に質問を致しました、段々此日本の建物が高くなる今日に至りますると東京「ステーション」の前などには隨分高いものが、出來て居りますが、本員が觀察いたしまする所に依りますると、各消防署に備へてありまする喞筒並に梯子と云ふやうなものは、あの高い建物の上まで水が屆き、若は梯子が屆くと云ふやうなことはどうもないやうに本員は見受けて居ります、あの高い建物の上に火災等が起りました時には、人命救助は内務大臣はどうしてなさる御積りであるか伺つて安心いたしたい、此ことは毎年のやうに本員は老婆心でありまするけれども、當局に伺つて居りまする、當局は今取調べて居るから、何れ手を著けると云ふ御答でありますが、どんな手が著いて居りませうか、あの高い物を建てる事を御許しになつて、あの上に人間が住んで居りまして、さうして火災等の起つた時にあの高い建物を建てて居りまする其家の持主が救助を致しまするか、國家が救助いたしまするか此の救助の仕方はどうしてなさいますか、天狗樣のやうに雲の中から飛んで行つて救ふ譯にも行きますまいが、梯子がどうなつて居る、水がどうなつて居る喞筒の裝置はどうなつて居るかと云ふことを伺ひまして安心を致したい、今日も私は通り掛つてあの家に住んで居る人が不慮のことが起つたら、どうして其人が助かるだらうと心配をした。

〔國務大臣男爵後藤新平君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵後藤新平君)　唯今石黑男爵の御質問は至極御尤もなことでありまして、當局に於ても始終忘れざる問題の一つであります、此建築條例のことに付きましても、十分なる基礎となるべき調査をなし、相當の法令を設けなければならぬと考へて居ります、唯今日に於ては病院に於て多少の取締があるばかりでありまして、其他のものに對しましては非常の場合に於て十分なる救濟の途が付いて居らぬと云ふことは缺點であると考へられます、又消防の改良と云ふことに付きましては全く時代に相當して居らぬと云ふことは、單り梯子のみではないのであります、是等の點に付きましても警視廳に於て今調査中であります、相當の方法を立てるの必要があると考へて居ります。

○男爵石黑忠悳君　尚ほ伺ひますが、然らばあの高い所で、現今警視廳に備へてありませぬ、人命救護の具が備へてありませぬ、其力の及びませぬ所へは住居することは御許しになりませぬのでございませうか、住居はしても構はぬが、救濟する方法は私の方にはない斯う云ふ御考でありますか、尚ほ伺ひます。

〔國務大臣男爵後藤新平君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵後藤新平君)　住居は許すのでありまず、而して救助方法は今日出來得るだけの救助方法を現在に於ては盡すより外はないと考へます、唯高い建物を見ると、是れ一つのやうでありますが、一體東京市の住居と云ふものは健康上斯う云ふ所に國民を住居させて宜しいか、宜しくないかと云ふ問題になりますると、同一の問題に皆到著するのでありますから、此度は都市計畫調査委員會と云ふものを設けることに對しまして、既に衆議院には是が爲に費用を要求して居ります、建築家、土木家を初めとして、當世に於ける科學的知識の善能を集めて、出來得るだけの事を致さうと今計畫しつつある所であります。

○男爵石黑忠悳君　まだ安心が出來ませぬから伺ひますが、さうすると住居することは勝手に住居させる、救ふことは出來るだけのことをするが、其高い所に住居した者を必ず救ふと云ふ道具は完全して居らぬ、併ながら三階の所は二階までは屆く、二階までで行くか、三階までは及ばぬけれども、それは三階までは屆かぬけれども、三階に住居することは構はぬ、斯う云ふ御考でありますか。

〔國務大臣男爵後藤新平君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵後藤新平君)　それは今日の所では住居は禁じないのであります、此住居を禁じない四階五階の所に於て救助の方法ありや否やと言つたならば、其救助の方法は講ずるだけのことを致しますが、今之に對する救助は斯樣なものであると云ふもののないと云ふことは石黑男爵の御說の通りに認め

て居ります。

○議長（公爵德川家達君） 特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

東京市區改正條例中改正法律案外一件特別委員

侯爵花山院 親家君　子爵松平 乘長君
男爵石黑 忠悳君　古市 公威君
男爵辻 太郎君　湯淺 倉平君
田島 竹之助君　江原 素六君
堀 正一君

○議長（公爵德川家達君） 御異議がなければ日程第十二、第十三、束ねて問題に供し同一委員に付託いたします。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 日程第十二、日本興業銀行法中改正法律案、第十三、朝鮮銀行法中改正法律案政府提出、衆議院送付、第一讀會。

日本興業銀行法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月十九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

日本興業銀行法中改正法律案

日本興業銀行法中左ノ通改正ス

第六條中「日本興業銀行ノ業務ヲ分掌ス」ヲ「日本興業銀行ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス」ニ改ム

第九條ニ左ノ二號ヲ加フ

第八 十五年以内ニ於ケル年賦償還又ハ五年以内ニ於ケル定期償還ノ方法ニ依リ船舶又ハ製造中ノ船舶ヲ抵當トスル貸付

第九 造船材料又ハ船舶屬具ヲ擔保トスル貸付

第九條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ外主務大臣ノ認可ヲ受ケ株式ノ應募又ハ引受ヲ爲スコトヲ得

「第四章 債券」ヲ「第四章 興業債券」ニ改ム

第十六條ノ二 日本興業銀行ノ債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス

第二十條ニ左ノ一項ヲ加フ

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ支店代理店ノ設置ヲ命スルコトヲ得

朝鮮銀行法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月十九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

朝鮮銀行法中改正法律案

朝鮮銀行法中左ノ通改正ス

第七條中「總裁」ヲ「總裁、副總裁各」ニ改ム

第八條第三項中「理事」ヲ「副總裁及理事」ニ、同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁闕員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

第九條中「總裁」ヲ「總裁及副總裁」ニ改ム

第十條中「總裁及理事」ヲ「總裁、副總裁及理事」ニ改ム

第十七條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

八 信託ノ業務

第二十二條中「三千萬圓」ヲ「五千萬圓」ニ改ム

第三十八條中「代理スル理事」ヲ「代理スル副總裁」ニ、「理事ノ分擔業務ニ係ルトキハ理事」ヲ「副總裁又ハ理事ノ分擔業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事」ニ改ム

第三十九條中「理事」ヲ「副總裁」ニ改ム

第四十條中「總裁又ハ理事」ヲ「總裁、副總裁又ハ理事」ニ改ム

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣（勝田主計君） 唯今議題に上つて居りまする日本興業銀行法中改正法律案の趣旨は、興業銀行をして船舶に對する所の金融の道を開かせたいと云ふことが一つであります、即ち船舶並に造船中の船舶に對して年賦の貸付をなさしめる、又船舶の附屬品或は造船材料に對して貸付の途を開かしめると云ふことも一つでございます、第二には興業銀行をして主務大臣の認可を得たる場合に限り株式の引受應募をなすことが出來ると云ふことが此法律案の眼目でございます、此他に尚ほ些細な事がありまする即ち支店、出張所等を政府が命じて開かしめると云ふやうな事柄、或は從來興業銀行が發行いたします所の債券に特別の名が附て居りませぬので、之を興業債券と云ふ名を附けまするとか、或は重役即ち理事が特に各事務を分掌すると云ふことになつて居りましたのを、餘りそれでは窮屈に過ぎまするから、分掌し又は參與すると云ふやうな事柄に致しますとか、輕微の事柄の改正か之に載つて居る次第でございます、朝鮮銀行法改正の趣旨は朝鮮に於きまする所の保證準備の擴張でございます、御承知の如く、朝鮮銀行は明治四十四年に保證準備額を三千萬圓に定めたのであります、然るに其後の狀況を見ますると、御承知の如くに朝鮮に於きまする所の種々なる事業の發展のみならず、此銀行は北支、滿蒙等に於て數十の支店を持ちまして大いに活動を致して居るのでございます、殊に正金銀行に代はりまして滿蒙に於きまする所の金券の發行を一手にやつて居りまするやうな次第で、此事だけでも既に四百五十萬圓ばかりの發行の增加があるやうな次第でございます最近に於きましては六千餘萬圓の發行を致して居ります、即ち千萬圓内外の制限外發行を續けて居ると云ふやうな狀態でありまして、恰も先頃本院に提出いたしました所の、即ち臺灣銀行に於けると同樣の狀態でございまするので、此際保證準備の三千萬圓に二千萬圓の增加を致し、五千萬圓に致しまして、益々此銀行をして活動を圓滑ならしめたいと云ふのが此精神でございます、斯く致しまする以上、並に朝鮮銀行の活動の範圍か擴がりました事柄から致しまして、他の特殊銀行との比較に鑑みまして副總裁を一人置きたいと云ふことが其他に規定を致してございまするので、其他各特殊銀行には大概信託業務と云ふものが出來ることになつて居ります。然るに朝鮮に於きましては、此信託業と云ふ事柄が此途を開いて居りましても、從來は餘りなかつたのでありまするが、段々朝鮮に於ても此途を開いて置きましても信託業をなすべき餘地がある、又朝鮮以外に於ても其餘地はあるやうなことになりましたからして信託業務を之に入れたいと云ふのが此案の改正の精神でございます、何卒御審議の上協賛を與へられんことを希望いたします。

○議長（公爵德川家達君） 特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

日本興業銀行法中改正法律案外一件特別委員

伯爵松浦 厚君　男爵尾崎 三良君
子爵牧野 忠篤君　荒井 賢太郎君
男爵本多 政以君　男爵津田 弘道君
石井 省一郎君　室田 義文君
美馬 儀一郎君

○議長（公爵德川家達君） 日程第十四 郡制中改正法律案、衆議院提出、第一讀會。

郡制中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正七年三月十九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

郡制中改正法律案

郡制中左ノ通改正ス

第三十六條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項假議長ノ選擧ニ付テハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齡同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條第一項中「法律命令ノ規定ニ依リ郡會ニ於テ選擧ヲ行フトキハ」ノ下ニ「本法中別段ノ規定アル場合ヲ除ク外」ヲ加ヘ「其ノ他ハ第十五條乃至第十七條ノ規定ヲ準用ス」ヲ削ル

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ場合ニ於テハ第十五條及第十六條ノ規定ヲ準用ス其ノ投票ノ効力ニ關シ異議アルトキハ郡會之ヲ議決ス

同條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項ノ選擧ニ付テハ郡會ハ其ノ議決ヲ以テ指名推選ノ法ヲ用ウルコトヲ得

第四十五條ニ左ノ二項ヲ加フ

議員定員ノ半數以上ヨリ請求アルトキハ議長ハ其ノ日ノ會議ヲ開クコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ議長仍會議ヲ開カサルトキハ第三十六條ノ例ニ依ル

前項議員ノ請求ニ依リ會議ヲ開キタルトキ又ハ議員中異議アルトキハ議長ハ會議ノ議決ニ依ルニ非サレハ其ノ日ノ會議ヲ閉チ又ハ中止スルコトヲ得ス

第五十四條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前二項ノ場合ニ於テハ第十五條第十六條及第十八條ノ規定ヲ準用ス其ノ投票ノ効力ニ關シ異議アルトキハ郡會之ヲ議決ス

○議長（公爵德川家達君） 特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

縣制中改正法律案特別委員

服部一三君　子爵野宮定穀君
子爵五條爲功君　男爵杉溪言長君
男爵神田乃武君　山之內一次君
川上親晴君　植竹三右衛門君
大矢馬太郎君

○議長（公爵德川家達君）　日程第十五、科學及工業教育に關する建議案、會議。

〔成瀨書記官朗讀〕

科學及工業教育に關する建議案

右貴族院規則第六十四條に依り提出候也

大正七年三月十八日

發議者
伯爵林博太郎　江木千之
男爵村上敬次郎　木場貞長

贊成者
公爵德川慶久　伯爵大原重朝
伯爵正親町實正　伯爵清棲家教
伯爵吉井幸藏　伯爵松浦厚
伯爵寺島誠一郎　伯爵柳澤保惠
伯爵柳原義光　伯爵奧平昌恭
伯爵松平賴壽　子爵松平直平
子爵青木信光　子爵牧野忠篤
子爵酒井忠亮　子爵前田利定
子爵井上匡四郎　子爵水野直
子爵野村益三　子爵大河內正敏
子爵池田政時　子爵八條隆正
淺田德則　平山成信
男爵高木兼寛　高崎親章
男爵中川興長　男爵村木雅美
男爵內田正敏　男爵山內長人
男爵南岩倉具威　男爵斯波忠三郎
藤田四郎　石黑五十二
仁尾惟茂　石渡敏一
伊澤多喜男　桑田熊藏
日高榮三郎

貴族院議長公爵德川家達殿

科學及工業教育に關する建議

歐洲大戰か吾人に與へたる教訓に鑑るに科學及工業の隆盛なると否とは國家の生存に至大なる關係を有すること益々明確なり然るに本邦に於ける科學及工業に關する專門教育の狀態を觀るに其の設備規模之を列强に比し其の及はさること遠し故に斯學に志すの徒にして其の設備の不充分なるか爲或は其の修學を阻害せられ或は其の研究を遂行し得さるもの〻少からさるは今日の實況なり世界の大勢に隨ひ國家の須要に應し科學及工業に關する教育制度を改善し其の設備を擴張することは實に國家の急務なりと信す政府は速に適當の方策を講し科學及工業に關する專門教育の發達に努力せられむことを望む

右建議す

〔伯爵林博太郎君演壇に登る〕

○伯爵林博太郎君　科學及工業教育に關する建議案提出者の一人と致しまして、簡單に其理由を御說明いたします、御賢察の通り歐洲の大戰亂が勃發しまして以來吾々に最も適切なる教訓を與へたもの〻一つは理化教育、即ち科學及工學教育の振興に俟たなければならぬと言ふことでございます、國家の生存は個人の生存と同じく、世界の競爭場裡に立つて我帝國の威力の增進を圖る爲には、即ち其原動力と致しまして、玆に理化並に工業教育の實效を期さなければならぬと考へるのでございます、我敵國たる所の獨逸に於きましては、近頃此科學的精神と云ふ言葉を使ひ、之に依て自然科學的思想の普及が國家の生存を保つ上に最も重大なるものであると云ふ事を云ふやうになつて居るのでございます、而して我國の教育界の狀況を見ますと云ふと、相當なる學校組織の內容に付きましても、又其設備に於きましても此理化並に工業教育に關する方面は頗る遺憾に存ずる點が多いのでございます、即ち其例と致しましては既に諸君に於ても御承知の通りに、例へば工業學校の入學率の如きも極めて哀れなる有樣を呈して居るのでございます、東京の此高等工業學校等の入學率などを見ますると、漸く五分の一位、五人に付て一人位しか入學が出來ないと云ふ實に哀れな狀況になつて居るのでございます、で簡單に是等の點に付て御紹介をいたして置けば、工科大學の學生の數は我が敵國たる所の獨逸と比較いたしまする と云ふと獨逸は一萬六千四百十六人、我日本帝國に於きましては一千六百三十二人と云ふ、まるで比較にならないやうな狀況にあるのでございます、理科、工科、農科の志望者並に其入學者の率を申しますと云ふと三千二百人餘りの中で以て入學者は僅に七百三十八人餘でありまして是亦五分の一のみの收容力しかないので有ます、之を他の法科などに比較いたして見ますと云ふと餘程其率が少いのでございます、尙ほ又設備の方に付て申上げますと、科學的精神の根本でなくてはならない、其精神を振興する所の土臺でなくてはならない所の我が帝國の理科大學の經費は大正六年度に於て五萬八千九百六十圓であります、同じく理科に屬しまする所の航空學科の經費は大正七年度に於て新たに出來たのでありますが、それが七萬八千七百圓、理科の全部の經費即ち天文臺から植物園、臨海實驗所等を加へまして、此實驗費から圖書費まで合せまして五萬八千餘圓位しかない、航空學科の經費にも及ばないだけの額で全部に於て滿足して居なければならないやうな遺憾なる狀況であります、又工科大學の經費も大正六年度に於きまして七萬八千七百六十一圓、是も亦極めて我が帝國の現狀に照しては少い額だと考へるのでございます、詳しいことは申上げませぬでも恐らく御承知のことと存じまするが、斯くの如き狀況に於て此科學及工業教育が其設備、規模並に其就學の方面に於きまして誠に遺憾なる狀況であると云ふことは言ふまでもないこと〻信ずるのでございます、此故に此科學、工業に關する所の教育の制度を改善し、之が增進を圖る所の方法を講ずるのは誠に急務であると考へるのでございます、殊に此高等學校增設と云ふことが實行せられる場合に於て、大學の收容力が斯くの如き狀況であつては誠に殘念なことであると思ふのでありますから、夫れ等に付きましても遺憾なきを期したいと思ふのであります、玆に專門教育に付きまして建議案を出したのでございます、是は大學並に專門學校、京都高等工藝學校其他總ての方面に亙りまして、出來るだけ完全なる設備と收容力を得るやうに致したいと考へるのであります、此故に中等教育に於ける所の理科の設備等に付きましては此中に入つて居りませぬけれども、是等に付ても政府に於て十分に尙ほ考慮せられむことを望む次第でございます、此赤門を入りまして理科大學は何處に在るかと云ふことは、其場所を聞かぬでも、其建築物の一番小さなのを見付ければそれが理科大學であると云ふ今日の狀況である、而して其地質學の方面の研究材料や、動物の材料を集めたものなども多くは理科大學の中に移されて仕舞ひまして、それ等は他の分科大學の教室に充てられ居ると云ふやうな今日は狀況になつて居るのでありますで、理科大學と云ふものは一見して見ますると、工科大學よりも其重要な點に於て劣つて居るやうな風に見えますけれども決してさうでないのであります、理科大學の中の純正化學の如きは、工科大學中の應用化學と相待つて高等なる原理の蘊奧を究めて、さうして或は藥料に或は細菌學であるとか云ふやうな方面に於て十分な研究を致して貰はなければならないのであります、故に理科大學に於ける原理を研究すると云ふことは即ち實際方面に非常なる裨益を與ふること〻考へるのであります、工科大學も亦應用化學と云ひながら單に實際的方面と云ふばかりでなく、是も理論と云ふものを十分研究しなければならぬと思ひます、是と同時に其設備と收容力を得まして、實驗其他に於て遺憾なきを期すると云ふことは言ふまでもないことでありますが、先程統計などに於て述べました通り、其點に於て非常に遺憾なる點が多いのでございますからして、理化學の方面に人物を得ると云ふことは頗る困難でございます、御承知の如く、理化學研究所と云ふやうなものが出來ましたけれども、其中に於きまして極く必要なる所の人物を得ると云ふことが今日非常に困難であると云ふ一事に付て見ても分ると思ふのであります、教育の中堅と致しまして此科學及工業教育即ち大學の工科、理科より農科大學に附て居ります農藝化學、其他工藝學校、縣立の工業學校等、是等專門に屬する所の方面に於て遺憾なきを期すると云ふことは、今日の時局の大勢に從つて國家の爲に極めて重大なることと考へるのであります、理化學研究所其他社會教育、理化に於ける民衆教育と云ふことに付きまして理化教育、工業教育の中堅が完全でなければ其實效を奏することは出來ないと云ふことは、英國と獨逸の實況に付て考へて見ても直ちに分ることと考へるのであります、即ち千八百八十年より致しまして英吉利の殊に倫敦の中に於て「トインビーホール」其他五十も普通教育並に理化教育講習の仕事をして居るものが澤山出來て居るのであります、然るに今日の戰爭を見ると是等の講習事業に對しまして徹底したる所の中堅としての專門の講師の統一がない爲に、實際に於ては何等の効果を奏さ

ぬと云ふ譯ではないが、其効果が少いのであります即ち今日の戰爭は理化の戰爭が主もなものであると云ふことは御承知の通りでありまするが、我が敵國たる所の獨逸の狀況を以て見れば、此「トインビーホール」の出來ましたよりも遙かの後に於て、大學が中心となつて此理化及工業教育と云ふものを一般民衆に普及する方法を講じて居る、其講習會其他協會の數なども玆に述べます遑のない位に非常な數であります、其中に就て二つの最も重大なるものがありますが、即ち「エルンスト、ヘッケル」が唱道しました所の獨逸一元協會……「デル、ドイッチエルモニステン、ブンド」と云ふものが「ミュンヘン」にありまして、それが伯林初め一般各所に支部を置いて活動して居る、其會長は「オストワルド」であつて、此理化學的精神を國民全部に普及することを努めて居る、其他「ケプラー、ブント」、……「ケプラー」協會と云ふものが出來て居ります、それが英吉利で斯う云ふ社會教育が起つたよりも遙かの後に於て出來て居る、此二つの協會が中心になつて、今日に於ては巡回講習會其他色々のものが出來て居る、而も「フォルクス、ホッホシューレ」と云ひまして、民衆專門學校とでも譯しませうか、此專門學校の教員が講師となりまして、さうして此民衆に理化學の知識を十分普及する方法を講じて居つたのである、其結果として現代に於て生じたのは遲くはありますが、實際の戰爭に於て雌雄を決して居る現狀と云ふものは御承知の通り、獨逸の內部には聯合國の兵が一歩も這入ることが出來ない位理化學の常識が發達して來て居つたのである、是が即ち早く氣が付いた遲く氣が付いたと云ふことでない、理化學工業教育の中堅が振ふか振はないかに依つて之か決まることは、之に依つても分ることと考へるのであります、是等の理由に依りまして、此科學及工業教育に關する所の建議案を提出いたしました所の次第でございます、で我が締盟國たる英國に於ては此進取教育、自由教育であると云ふことの爲に、自然科學者として有名な「ハックスレー」其外繼續者が努力しました謂ゆる化學的精神の普及と云ふ理想は、頗る遲れたのでありますが、一昨年千九百十六年來玆に氣が付いて、英國に於ても新らしき思潮として科學的思想の普及を圖らなければならぬと云ふ機運に向つて來たのでありまして、我が帝國に於きましても之に鑑みて、玆に科學及工業教育の振興を圖らなければならないと云ふ所の機運に際會いたしたいと思ひます、以上は即ち此建議案を提出いたしました理由の一端であります、斯の如く簡單明瞭にして御賢察の通りでありますに依つて何卒諸君の御協贊を得まして、此建議案を即決あらむことを希望いたします、次第であります。

○議長（公爵德川家達君） 別に他に御發言もないと存じますから採決を致します、本案を可とせられる諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長（公爵德川家達君） 過半數と認めます、次の日程は決定次第御通知に及びます、本日は是れにて散會。

午前十一時四十三分散會

○大正七年三月二十二日（金曜日）

午前十時五分開議

議事日程 第十六號

第一 **軍需工業動員法案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會**

第二 **大正五年度豫備金支出の件**（承諾を求むる件）（衆議院送付） **會議**

第三 **大正五年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件**（承諾を求むる件）（衆議院送付） **會議**

第四 **大正五年度特別會計豫備金支出の件**（承諾を求むる件）（衆議院送付） **會議**

第五 **大正五年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件**（承諾を求むる件）（衆議院送付） **會議**

第六 **大正五年度大正三年臨時事件豫備費支出の件**（承諾を求むる件）（衆議院送付） **會議**

第七 **大正五年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件**（承諾を求むる件）（衆議院送付） **會議**

第八 **大正五年度帝國鐵道積立金支出の件**（承諾を求むる件）（衆議院送付） **會議**

第九 **大正五年度帝國鐵道積立金外に於て豫算超過支出の件**（承諾を求むる件）（衆議院送付） **會議**

第十 **爆發物取締罰則中改正法律案（衆議院提出） 第一讀會の續（委員長報告）**

第十一 **救護費國庫補助の請願 會議**

第十二 **岡山縣阿哲郡矢神村に登記所設置の請願 會議**

○議長（公爵德川家達君） 一昨二十日本院議員に就職せられました侯爵蜂須賀正韶君の席次は侯爵池田仲博君の次席と確定し、其部屬を第七部に定めました、是れより諸般の報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

一昨二十日本院に於て可決したる科學及工業教育に關する建議は文書を以て即日之を政府に呈出せり

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

特許法中改正法律案外三件特別委員會

委員長 和田彥次郎君

副委員長 子爵一柳末德君

臺灣銀行法中改正法律案特別委員會

委員長 伯爵正親町實正君

副委員長 荒井泰治君

美術の振興に關する建議案特別委員會

委員長 高田早苗君

副委員長 折田彥市君

同日委員長より左の報告書を提出せり

爆發物取締罰則中改正法律案可決報告書

請願委員會特別報告第六號

從三位勳六等侯爵蜂須賀正韶君

同日貴族院令第三條に依り議席に列せらる

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

大正五年度豫備金支出の件（承諾を求むる件）

大正五年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件（承諾を求むる件）

大正五年度特別會計豫備金支出の件（承諾を求むる件）

大正五年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件（承諾を求むる件）

大正五年度大正三年臨時事件豫備費支出の件（承諾を求むる件）

大正五年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件（承諾を求むる件）

大正五年度帝國鐵道積立金支出の件（承諾を求むる件）

大正五年度帝國鐵道積立金外に於て豫算超過支出の件（承諾を求むる件）

軍需工業動員法案

同日衆議院より本院の送付に係る左の政府提出案は本院の議決に同意し奏上せる旨の通牒を受領せり

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

○議長（公爵德川家達君） 是れより本日の會議を開きます、日程第一、軍需工業動員法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、御異議がなければ本日も通牒文の朗讀は省略いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

〔左の通牒文及議案は朗讀を經さるも參照のため玆に載錄す以下之に傚ふ〕

軍需工業動員法案

右政府提出案本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月二十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

軍需工業動員法案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正七年三月四日

內閣總理大臣 伯爵寺內正毅

內務大臣 男爵後藤新平

海軍大臣 加藤友三郎

陸軍大臣 大島健一

外務大臣 法學博士子爵本野一郎

司法大臣 松室致

文部大臣 岡田良平

遞信大臣 男爵田健治郎

農商務大臣 仲小路廉

大藏大臣 勝田主計

（行間空なきものは衆議院の修正――は同削除の符號なり）

軍需工業動員法

第一條　本法ニ於テ軍需品ト稱スルハ左ノ各號ニ掲クルモノヲ謂フ
一　兵器、艦艇、航空機、彈藥並軍用器具機械及物品
二　軍用ニ供シ得ヘキ船舶、海陸聯絡輸送設備鐵道軌道及其ノ附屬設備其ノ他ノ輸送用物件
三　軍用ニ供シ得ヘキ燃料、被服及糧秣
四　軍用ニ供シ得ヘキ衞生材料及獸醫材料
五　軍用ニ供シ得ヘキ通信用物件
六　前各號ニ掲クルモノノ生產又ハ修理ニ要スル材料、原料、器具機械、設備及建築材料
七　前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル軍用ニ供シ得ヘキ物件

第二條　政府ハ戰時ニ際シ軍需品ノ生產又ハ修理ノ爲必要アルトキハ左ノ各號ニ掲クル工場及事業場並其ノ附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ、使用シ又ハ收用スルコトヲ得
一　軍需品ノ生產又ハ修理ヲ爲ス工場及事業場
二　前號ニ掲クル工場及事業場ニ要スル原料若ハ燃料ヲ生產シ又ハ電力若ハ動力ヲ發生スル工場及事業場
三　前各號ニ掲クル工場ニ轉用スルコトヲ得ル工場

第三條　政府ハ戰時ニ際シ軍需品ノ生產、修理又ハ貯藏ノ爲必要アルトキハ土地並家屋倉庫其ノ他ノ工作物及其ノ附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ、使用シ又ハ收用スルコトヲ得
政府ハ戰時ニ際シ必要アルトキハ第一條第二號ニ掲クル物件ノ全部又ハ一部ヲ管理スルコトヲ得

第四條　前二條ノ場合ニ於テ政府ハ從業者ヲ供用セシムルコトヲ得

第四〔六〕條　政府ハ戰時ニ際シ軍需品又ハ第二條第二號ノ原料若ハ燃料ノ讓渡、使用、消費、所持、移動若ハ輸出入ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ之ヲ使用シ若ハ收用スルコトヲ得

第五條　前三條ノ規定ニ依ル處分ニ因リ生シタル損害ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

第七條　戰時ニ際シ第一條ニ掲クル物件ニシテ徵發令中ニ規定ナキモノヲ使用又ハ收用セムトスルトキハ徵發令ノ規定ヲ準用ス

第六〔八〕條　政府ハ戰時ニ際シ兵役ニ在ル者ヲ徵兵令ニ拘ラス勅令ノ定ムル所ニ依リ召集シテ軍事輸送機關又ハ第二條ノ規定ニ依リ政府ノ管理スル工場若ハ事業場ノ業務ニ從事セシムルコトヲ得
前項ノ規定ハ第二條各號ニ掲クル工場又ハ事業場ニシテ國ノ經營ニ係ルモノニ關シ之ヲ準用ス

第九條　政府ハ戰時ニ際シ勅令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ在ラサル者ヲ徵用シテ前條ニ掲クル業務ニ從事セシムルコトヲ得

第十條　第二條又ハ第三條ノ規定ニ依リ收用シタル工場、事業場、土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物及其ノ附屬設備不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ五年內ニ拂下クルトキハ舊所有者又ハ其ノ承繼人ニ於テ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得

第七〔十一〕條　政府ハ軍事上必要アルトキハ第二條各號ニ掲クル工場若ハ事業場ヲ有スル者又ハ其ノ管理者ニ對シ其ノ事業ニ使用スル設備、器具機械從業者若ハ材料原料器具機械ノ供給者又ハ生產發生若ハ修理ノ能力若ハ數量其ノ他事業ノ狀況ニ付必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得

第八〔十二〕條　政府ハ軍事上必要アルトキハ鐵道、軌道船舶、海陸聯絡輸送設備又ハ自動車其ノ他ノ輸送用物件ノ所有者又ハ管理者ニ對シ車輛、軌條船舶又ハ海陸聯絡輸送設備ノ數量、構造、輸送能力、從業者其ノ他必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得

第九〔十三〕條　政府ハ軍事上必要アルトキハ軍需品又ハ第二條第二號ノ原料若ハ燃料ノ取引又ハ保管ヲ業トスル者ニ對シ其ノ取引ノ相手方、取引又ハ保管ノ數量、保管ノ設備其ノ他事業ノ狀況ニ付必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得

第十〔十四〕條　政府ハ軍事上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第二條各號ニ掲クル工場若ハ事業場ヲ有スル者又ハ前條ニ掲クル者ニシテ一定ノ資格アルモノニ對シ豫算ノ範圍內ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ軍需品ノ生產、修理若ハ貯藏ヲ爲サシメ又ハ軍事上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得
政府ハ前項ノ規定ニ依リ利益保證又ハ獎勵金下付ヲ受クル事業ヲ監督シ又ハ之カ爲必要ナル命令若ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十五條　第五條ノ規定ニ依ル補償金及前條ノ利益保證又ハ獎勵金ノ算定並第十條ノ規定ニ依ル拂下價額ハ軍需評議會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム
軍需評議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一〔十六〕條　當該官吏又ハ吏員ハ第七〔十一〕條乃至第九〔十三〕條ノ規定ニ依リ報告ヲ命シ得ル事項調查ノ爲又ハ前條〔第十四〕ノ規定ニ依ル監督若ハ處分ヲ爲ス爲必要ナル場所ニ立入リ、檢查ヲ爲シ、調查資料ノ提供ヲ求メ又ハ從業者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得

第十七條　工業的發明ニ係ル物又ハ方法ニ關シ豫メ政府ノ承認ヲ得タル事項又ハ設備ニ付テハ報告ヲ命シ、檢查ヲ爲シ、調查資料ノ提供ヲ求メ又ハ從業者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得ス

第十二〔十八〕條　利益保證又ハ獎勵金ヲ受クル事業ヲ承繼スル者ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令、之ニ依リテ爲ス處分又ハ利益保證若ハ獎勵金下付ニ附シタル條件ニ依ル前者ノ權利義務ヲ承繼ス

第十三〔十九〕條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五〔三〕年以下ノ懲役又ハ五〔三〕千圓以下ノ罰金ニ處ス
一　第二條又ハ第三條ノ規定ニ依ル管理、使用又ハ收用ヲ拒ミタル者
二　第四條ノ規定ニ依ル〔供用ヲ〕命令ニ違反シ又ハ使用若ハ收用ヲ拒ミタル者
三　第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第十四〔二十〕條　第十〔十四〕條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ三〔二〕年以下ノ懲役又ハ三〔二〕千圓以下ノ罰金ニ處ス
戰時ニ際シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキ罰前條ニ同シ

第十五〔二十一〕條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
一　第六〔八〕條ノ規定ニ依ル召集ニ應セス又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事スルコトヲ拒ミタル者
二　第九條ノ規定ニ依ル徵用ニ應セス又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事スルコトヲ拒ミタル者
二〔三〕　第七〔十一〕條乃至第九〔十三〕條ノ規定ニ依リ命セラレタル報告ヲ爲サス又ハ虛僞ノ報告ヲ爲シタル者
三〔四〕　第十〔十四〕條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
四〔五〕　第十一〔十六〕條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ職務ノ執行ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ、調查資料ノ提供ヲ爲サス若ハ虛僞ノ調查資料ヲ提供シ又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シタル者

第十六〔二十二〕條　當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務ニ依リ知得シタル事業上ノ祕密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ三〔二〕年以下ノ懲役又ハ三〔二〕千圓以下ノ罰金ニ處ス
當該官吏又ハ吏員第十七條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同シ
職務上前項ノ祕密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ祕密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ罰前項ニ同シ

〔國務大臣大島健一君演壇に登る〕

○國務大臣（大島健一君）　私より軍需工業動員法案の提出の理由を單簡に說明を致します、工業動員の必要なることは諸君御承知のことでありまするから委細の說明を要せぬと思ひまする、今回提出いたしました法案の內容は、戰時に動員いたしまする所の工場及事業場の範圍を明かに致しまして、是が管理者若くは所有者が平時施設經營し、戰時の準備を爲す等の參考に供するのを主と致しまして、動員に至る必要の條項を含んで居ります次に此動員を平時より準備いたします爲に工場、事業場の能力を知る爲に諸報告を徵し、若くは關係官吏が工場或は事業場に臨檢いたしまして、動員に要する工業能力の實査を致しまするとの必要なる條項が規定してございます、次には此兩者の平時並に動員時に於きまする違犯者の罰則の規定でございます、甚だ提出が遲れまして、從つて此切迫の時期に御審議を煩はすこと

となりましたことは甚だ遺憾と存じて居る次第でございます、どうぞ十分御審議の上、御協賛を與へられむことを希望いたします。

○議長(公爵德川家達君)　是より通告の順に依りまして發言を許します、江木千之君。

○江木千之君　私は質問の箇條が數箇條ありまするから、一箇條づつ御尋ねを致したいと考へます、第一に甚だ不審に堪へぬのは、唯今當局大臣は演壇に於て、會期切迫の場合に此案を提出するのは甚だ遺憾に存ずると御言葉がありましたが如何にも御遺憾であらうと考へますが、後の審議の上、協贊を與へられるやうにと云ふことでございますが、今日は會期切迫して餘す所は丸三日間ほかないのである、此間に此大なる法律を審査すると云ふことは果して可能のことであるや否やと考へるのであります、此法案は唯今議院に出席して、文書函に入つて居るのを我々が受取つたのでありますが、此大法律はそれに關係する所の徵發令、徵發事務條例と合せて考へなければならぬのであるが、此法案なり現行の法律なりを一讀するだけでも半日は掛ると考へるのであります、如何にして之を審議することが出來るのであるか、甚だ惑ふのであります、依つて私は三箇條の疑を生じたのでありまするから、先づ以て此三箇條の疑を質したいと考へるのであります、續いて御尋ねすることは數箇條ありまするが、先づ是より始めやうと考へます、此案は如何にしても三日や四日に眞面目に考へたら審議は出來ないと私は確信いたすのであります、然るにも拘らず、之を審議協賛を與へよと云ふことは甚だ不審に堪へぬ、詰り貴族院では如何に考へた所が格別名案はあるまい、此案は三月四日を以て衆議院に提出いたして、十六七日間衆議院に於ては審議をしたのである、さうして大に修正を加へられたのであるから貴族院に於ては此以上に名案はあるまい、露骨に言へば盲判を捺せ、鵜呑みにせよ、斯う云ふ御趣意のやうの外は思はれぬが、如何であらうかと云ふことを承はつて見たいのであります、第二には會期切迫の際に大法律を出せば多少貴族院でぐづぐづ云ふのであらうが、是は昨年特別議會でも短期の議會に澤山の法案を出して、一時ぐづぐづ言つたやうであるが、一日の延期を致して大抵議了した、詰り泣寢入りになつた、今年も多少ぐづぐづ言ふであらうが、結局は泣寢入りになるであらうと云ふやうな御推測でもあるのでありませうか、是も露骨に申上げて御尋ねするのである、第三には決して政府は斯くの如く貴族院を輕んぜられたものではなくして、是は伊藤公も言はれた如く貴族院は學術智識等を集めて居る所であるから、此議政府に向つては十分衷心より政府は審議を望むのである、左すれば三日か四日に之を議すると云ふことは出來ぬのであるから、議了か出來なければ會期の延長を十分にする、又それでも出來ないのであれば議院法に依つて繼續委員でも設ける、斯う云ふやうな御意氣込があるのであるか否やと云ふことを先づ以て承はつて見たいのであります段々質問の箇條もありますが先づ此點から伺ひたいと考へる。

〔國務大臣大島健一君演壇に登る〕

○國務大臣(大島健一君)　江木君の御質疑に御答を致します、此會期切迫の際に提案を致したのを遺憾とすると云ふことを申し、尙ほ審議せよと云ふことは不可能のことではないか、不可能とは認めませぬが、兎に角時日の切迫いたして居る今日、貴族院の議場に此案の上ほると云ふことは甚だ遺憾に存じて居りますのみならず、三月の初めに衆議院に出したと云ふことも我々は遺憾に感じて居るのであります、それ故に此切迫の時期に於て困難なる事業ながら御努力を願ひたいと思つて、一言申述べた次第でございます、又此時期切迫の場合に此案を提出したのは時期の切迫にして多數の議題のある場合故、匆々にして之を議了し、通過させ得る、前にもさう云ふやうな事實があるので、深く審議をせぬに通過させる考ではなかつたかと云ふ御疑問があるやうで、我々は衆議院に於きまして成るべく早く此議事を終りまして、成るべく速に本議場に上るやうに致したいと考へました、彼是努力いたしましたが、多數の時日を衆議院に要しました爲に、さらでだに遲いと思つて居つたのが遲うなりましたのは遺憾に存じて居ります、決して江木君の御考のやうな主義を以て遲く出したのでありませぬ、相當衆議院に於きまして審議に時日を要しまして、自然今日茲に議題に上るやうになりました次第でございます我々は決して江木君の仰しやるやうな考は有つて居りませぬから、其點に十分御諒承を願ひたいと思ひます、まだ何か一箇條御尋になつたやうでありますが、多分御質問の趣意はそれで御答をしたことにならうと思ひます

○江木千之君　唯本員の質問の二點に付て御答があります、本員の質問いたしました二點に付ての御答に依つて見ると、決して貴族院を輕んじて居られるのでないとの御趣意のやうに伺ひますが、さすれば政府は衷心より貴族院に審議を求められるのでありますか、衷心より審議を求められるのであれば、三日や四日で此大きな法律の議了は出來ない、追加豫算も出て居るし、澤山な議案もあるので、三日や四日は純粹に丸で之を費すことは出來ぬと云ふ場合である以上は、會期の數日の延長でも場合に依つてはする、尙ほそれでも議了することが出來ぬければ、議院法の明文に依つて繼續委員を置くと云ふ、此條規を活用する御決心があるや否やと云ふことを承はつて置きたいのであります。

〔國務大臣伯爵寺內正毅君演壇に登る〕

○國務大臣(伯爵寺內正毅君)　唯今の江木君の御質問は會期の延長並に此問題を尙ほ議了せぬ時は繼續委員に付する意志があるや否やと云ふ御尋ねでありますが、是は私から御答へするのが便宜であらうと思ひます、御答を致します、政府は唯今の所では會期を延長するの考を有つて居りませぬ、此事を申上げて置きます、而して唯今の法案を提出いたしましたのは甚だ遲延を致しました、元來が此法案が衆議院に出ましたのが三月四日であります、甚だ遲延を致したのであります、實は御承知の通りの時局でありますから、時局に對する準備としまして、遺漏の無いことを期しまして、此軍事工業動員法を提出を致す積りで、餘程前より調査を致して居りました、成るべく此議會の劈頭に出したいと思ひましたが、調査の爲に圖らざる時日を費しまして、豫期の如く運びませぬのであります、併ながら此法案が時局に對する準備として、是までの經驗に依りまして必要であると云ふことは確く信じて居ります、それ故に延引ながらも提出いたした譯であります、又此事に付ては衆議院に於きましても同樣な質問があつたのであります、同樣な意味の質問があつたのでありますが、當時も實は遲く之を提出したと云ふことは甚だ遺憾に思ふのであります、思ふのでありますが、國家重要な處置を執るべき法案であります、成るべく諸君に於ても此意思を諒せられて、御職分に鑑みて、御勉強下されて、成案になることを國家の爲に偏に希望するのであります、斯う云ふことを申して居つたのであります、成程唯今の江木君の御話では此法案は二十一二條の法案である、是は十分御研究になれば、半日の暇も費される譯でありませう、唯あれを讀むには半日は掛からぬと思ふのであります、之を善意に御解釋下されて、國家に必要なることであるから、時期切迫でありますが、成べくは之を成立たせて、國家に遺算の無いやうにするが宜しからうと云ふ衷心御考があるならば、甚だ時日は切迫して居りますけれども、どうか皆樣の御勉強に依つて、御審議下されて成案になることを、國家の爲に偏に希望する譯であります。

○江木千之君　總理大臣に尙ほ伺ひたいのでありますが、勿論國家重要なる法律と御考になつたに相違ない、それは世間の風說であるから、深く信を置かぬけれどもが、世間では憲法附帶の選擧法と交換してまでも之を通さうとせられたと云ふことは一般に申して居る本員は其事實如何は知らぬが、世間で斯くの如く評するまでに此法案は重んぜられて居るのである、然るに大切な法律であるから之を議了せよ又讀むのに半日も掛らぬと仰しやるが、此法案だけ讀むには半日は掛からぬ、之に關聯する徵發令、徵發事務條例、其他之に關聯した法律を讀んで御覽なさい、數日間を要すると云ふことは確である、讀むだけに……斯くの如き法律を出して、重要であるから審議せよと仰しやるが、私共議員の職を盡さうと致しては、議員の職を盡すの積りであれば、なかなか三日間では之を議了すると云ふことは困難に感ずるのでありますが、果して議員の職を盡さんとして三日間に議了することが出來なかつたならば、其儘にすることは已むを得ぬと云ふ御考であるか、會期は延長せぬと云ふことであれば、それより外に仕方がないのでありますが、此點に付て尙ほ一應御伺ひ致します。

〔國務大臣伯爵寺內正毅君演壇に登る〕

○國務大臣(伯爵寺內正毅君)　唯今の江木君の御述べになりましたことに付きまして御答へ致しまするが、第一に衆議院の方に於いて政府は選擧法を撤回いたしました、それと此の法案とが何か連繫を持つて居るやうな、坊間或は世間の說であるが如何と云ふ事でありますが、政府は何等さう云ふ關係を持つて居らぬと確信いたして居る、世間の評は洵に遺憾

ながら取締が付きませぬ、爲すに任かす外仕方がありませぬが、凡そ有識の人が誠實に裁斷をしましたら、斯くの如き關係がないと云ふことは明かであらうと思ふ、又唯今其の後の三日間に議了し得ることが困難であると云ふことの御質問であります、如何にも御困難であらうと思ひます、其の事に付きましては前に述べました通り、甚だ會期切迫、御迷惑であらうが、國家重要のことであるから御勉強を願ひたい、是より外申すことはないです。

○江木千之君　風說は唯だ風說の儘述べたので、決して之を議題にする積りも何もない、總理大臣の御答は能く解りました、是が三日間で議了が出來るや否やと云ふことは、唯是は本員が獨りで考へるべき問題ではない、滿場の先輩並同僚諸君の、是等は御判斷にあることと考へますから、此點に付ての質問は止めます、第二に伺ひたいのは、衆議院で澤山に修正を加へて居るやうでありまするが、此修正に付ては洵に良い修正であるとして御同意になつたのでありまするか、政府は當初の意見は隨分尤もの意見と考へるが、不滿足ながら衆議院の修正に同意したと云ふことでありまするか、之を精しく承はつて置きたい。

〔國務大臣大島健一君演壇に登る〕

○國務大臣(大島健一君)　唯今の江木君の御質問は衆議院に於て數多の修正案があり、又自分には良き修正と認める、政府は是に同意して居るや否やと云ふ御質問と思ひます、衆議院の修正の主なるものは動員に於て職工の供用と云ふことの明文がない、動員は工場、機械、人を含むのであるから、其條項を明に載せる、次に利益の保證並に獎勵金等を下付する場合に、單り政府のみならず民間工業家、其他學者等、此工業に實歷經驗ある人の意見を參酌して定めるやうにしたいと云ふ考を以て其一項を加へました、並に工業の實査に當りまして、發明品其他工場主の利益の爲に、祕密を要する場所に立入るのを制限をしたいと云ふので、政府の承認を得た某工場の中の一區域には立入らぬ、又それより報告をも徵せぬと云ふ條項が加はりました、尙ほ先ほど江木君より屢々例に引かれました徵發令、此法案を出しました當時には、徵發令と此法案とは大體精神が變つて居ります、徵發令は世間に在る物を平時行軍、演習の場合並に戰時に、中央部のみならず所在の隊長或は官廳が、取つて其物を前申す行軍、演習、戰鬪の目的に使用するのが徵發令の目的であります、此動員法の方は管理、使用、收用を致しまする、工場の能力を使用する、其能力を發揮する爲に要する原料或は輸送機關と云ふやうなものを取つて用ひることになります、一部徵發令と形に於て同じになる、例へば工場の製作品を某輕便鐵道に依つて、乙の工場に送ると云ふ場合にも鐵道を徵用する、徵發令に於ても軍隊輸送に於ても之を徵用し得ると云ふやうな兩方にどちらに於ても徵用の出來るやうになつて居ります、それで最初の動員法を提出したる時の考には徵發令、動員法、重複して徵發の出來るやうなものは、後の法たる動員法に依る、斯う云ふ考を以ちまして、徵發令に關することは別段條項も設けて居りませぬでありましたが、衆議院に於きましては徵發令と動員法との間に、確然と徵發の區分を立てて置きたいと云ふことがありまして、結局徵發は徵發令に依る、工業動員法に於ては工場、機械、人の供用を主とすると云ふことにしまして、工場以外の徵發は徵發令の規定に依ると云ふことを一項加へました、是等の事柄は唯今後に申した一項の外は、政府も當初より考へて居りました、其主義が條文となつて法文中に加へられた、即ち衆議院の修正案が成立いたして居るのでございます、故に總てが政府の考へて居つた事柄でございます、又徵發令を分けました事柄は實行の上に何等故障を生じませぬのみならず、或は當局の取扱に明瞭なる點もございまする、政府は此原案並に修正案に對して貴族院の御意見もあるべきでありますから、衆議院の修正案は政府の考へて居りましたことを成文にしたものでありますけれども尙ほ貴族院の修正をも考慮しまして、衆議院の此修正に全部同意なりとは申して居りませぬ、併し前申す如く、主義に於ては政府の當初より考へて居つた事柄でありますから、斯の如く修正になつて何等不便を感ずることはないと感じて居ります。

○江木千之君　唯今の點は此以上は何れ委員會の問題になることと考へますから、此議場に於ては是より以上の御尋ねは致しませぬ、次に第三に伺つて見たいのは、工業動員と云ふことは動員すべき工業があつて始めて其用を爲すのである、工業が微々振はざる有樣であつては工業動員の妙用はないのでありまするが、此工業動員法の如きは抑も末である、本を治めなくてはならぬ、本が第一であらうと考へられますが、貴族院は玆に見る所があつて、一昨日は工業の方面に付て大いに考慮をしなくてはならぬと云ふ建議案を出して、當議場に於ては一瀉千里の勢を以て大多數を以て可決して政府に提出いたしたんでありますが、是は抑も本である、根本であるが、此建議に對しての陸軍大臣は國防上より見て如何に考へて居られるかと云ふこと、並に農商務大臣、文部大臣の如きは如何なる見解を持つて居られるかと云ふことを伺つて置きたいと考へる。

〔國務大臣大島健一君演壇に登る〕

○國務大臣(大島健一君)　江木君の唯今の御質問は御質問中にも含ましたる如く、獨り陸軍の關係のみではありませぬので、他の當局よりも御答をする場合があるかも知れぬと思ひます、で唯今の御問は、工業動員と云ふことは民間の工業が進步して始めて後行はれることである、工業動員は後にして、一般民間の工業を獎勵發達せしむるのが先きではないか之に對しての政府の所見は如何と云ふ御問のやうであります、申すまでもないことと思ひます、又陸軍關係のことは從來よりも成るべく獎勵發達さすることを期して居りまする、尙ほ此上にも十分努力する積りで居りますが、工業動員は其工業の進んだ後にしようと云ふことは我々はちよつと理解に苦しみます今日の日本の工業は歐米文明國の如くは行きませぬ併ながら相當の製作力を民間には有つて居ります、僅かでも戰時に此民間の工業力を應用すると云ふことは軍國の爲極めて必要なことと存じます、工業の益々發達し、益々多く戰時所要の兵器を製作供給し得ることは深く望む所であります、今日の工業力に於て之を棄てると云ふことの理由は成り立たないので、相當の製造力がありまするから有事の日には之を使ふ、利用する、それには平時より有事の日に最も速に最も多く製造力を發揮し得るやうに準備することの必要があらうと思ひます、其主義に於きまして此工業動員法は提出いたしました次第であります民間の工業が益々進めば進む程此法案の能力は發揮して參ります、併し今日でも之に依つて戰時の供給の目的を達することは少くないと考へて居ります。

〔國務大臣仲小路廉君演壇に登る〕

○國務大臣(仲小路廉君)　唯今の江木君より御質問になりました點に付きまして農商務大臣としての考は如何であるかと云ふ點に付て御答を致します、江木君の御質問の御趣意は工業の動員をすると言はば、それより以前に、平素に於て國家の工業を盛ならしめんではならぬではないか、それに付て過日貴族院に於て建議をして居る、それに付ての考はどうであるか、此點に付きましては全く江木君と感を同うするので、國家有事の際に當つて工業の動員を爲すに付きましては、其以前に於て國家國民の工業は努めて之を培養し、發達せしめ、而して有事の際に之を動員する、此點に付きまして過日貴族院に於ての御建議の趣旨、是亦極めて共感を同う致して居ります、文部大臣に於かれましても蓋し同感であらうと存じます、此ことは過日本院に於て建議のありました際に、私は農商務大臣として文部大臣とも協議を致したのでございます、玆に此趣意を以ちまして御答と致します。

○江木千之君　唯今陸軍大臣の御答には本、根本を養ふ點に付ての御意嚮は十分承はることが出來たので、今日工業動員法を不必要とするかの如く申したやうな御辯明でありましたが、決してさう云ふ精神ではなかつたのでありますが、是は又御尋ねをする機會もあらうと考へます、時間を費さざるが爲に唯今の問題は之に止めて置きまして、第四に伺ひたいことは、此工業動員を實施すると云ふが如き場合には、將來は最も大いなる戰爭のあることと考へなくてはならぬのである、さすれば壯丁は勿論、男子は殆ど戰場に出拂ふと云ふ有樣になるであらうと考へる、日露戰爭の際すらも先帝の御製に「子らは皆戰さの庭に出ではてて」と云ふ御製があつた位のことがありますから、今後の戰爭に付ては男子は大抵戰場に出拂ふ場合であらうと考へなくちやならぬ、此度の歐羅巴の戰爭に付ても十分に是は實例を示して居るのであります、さすれば此動員すべき工場製造所の如きは其勞働者と云ふものは多く婦人に俟たなければならぬので、又今回の實驗に依つて見ると婦人の働き及其能率と云ふものは非常なものであると云ふことを證明されて居るのである、我國も將來此例に免れることは出來まいと考へるのでありますが偖て我國の婦人の有樣はどうであるかと申すと、過日來も往々議場の問題になるが如く、唯今婦人の死亡率は歐羅巴諸國に於て二十人乃至三十人の死亡率

がある場合に、我國は百人に上つて居ると云ふ驚くべき有樣を呈して居つて、婦人の體質の如きは極めて虚弱である、然るに此點に付ては政府は何か挽回策を講じて居るかと云ふと、我々が數年前より喜んで協贊した所の保健調査會なるものが死亡率を調べて居るが、十五歳より三十五歳迄の死亡率は世界無比である、非常な死亡率が高いのであるが、何の原因に依つて此死亡率が高いと云ふことを少しも御調べになつて居らぬ、斯の如き有樣であつて、此工業動員は何時とは申さぬのであるが、此法律さへ出來たからと言つて、總ての點に於てなか／＼此動員法は用を爲さぬ、此趣意を十分に達することは出來まいと考へるのでありますが、此點に付ては政府はどう云ふ御考を有つて居られるのでありますか、承はりたいのであります。

〔國務大臣大島健一君演壇に登る〕

○國務大臣(大島健一君) 江木君の御質問に御答を致します、御質問の趣意は、將來の大戰爭に於ては壯丁は皆軍事に從つて、工場には女子を多く使はなければならぬと云ふので、其女子の今日の狀態に鑑みると、是が果して使はれるや否や、此使はれるや又此必要を見れば政府は此女子の體育其他に付て注意せんければならぬではないかと云ふ御意見のやうであります、如何にも將來有事の日には從來よりも大いなる兵力を使用せなければならぬと考へて居ります、唯今江木君の御話は主もに例を歐洲現時の狀態に採られて居るやうであります、歐洲の現時の狀態は非常に其工業力の發達して居りまする爲非常に多くの工場が動員されて居る、遺憾ながら我工業界の狀態は左程大なる職工、工場を要する迄にも進んで居りませぬ、壯丁のみを叉數へましても帝國には八百萬からのものがあります、尙ほ未教育の壯丁にも相當の數を有つて居りまして、四十以上の男子も多いことであります、今暫くの間工場には相當の職工を配當し得ると考へて居ります、併し女工を用ひると云ふことも必要なる事柄であります、工場としては實際に女工を用ひ、殊に此陸軍の如きは多數女工を用ひて、是等の技能を養ふて居ります、從つて女子の體育其他の教育と云ふことも深く希望を有つて居りまするので、各々關係の當局と相謀つて、是が進步を促す點に於て注意して居ります、況んや其當局に於ては十分に注意を拂つて、單り工業動員のみならず、國家發達の爲に女子の智德體育には十分の力を盡して居ります、追々良くなつて行くことと私は考へて居ります、尙ほそれ等に付て御希望の點がございますれば、當局より御答致します。

○江木千之君 誠に當局大臣の失禮ながら抱負規模の小なることに驚くの外はないと考へるのであります、將來工業動員迄行うと云ふ場合に婦人をさまでに賴むに足らぬと云ふ語氣を以て御答へになりまするが、如何でありまするか、維新の際現に吾々の地方に於ても動員を行つて居るのであります、婦人の如き現に自分共の母親などにして見ましても、幼年なる弟等にしても、皆床の下に這入つて土を掘り出して、灰を取つて硝石にすると云ふことは、士族の家でも町家の家でも一般にやつたのであります、さう云ふ風に婦人や子供が非常に手傳ふて居るのでありますが、今度の大戰爭に婦人などは中々用に立つやうなことはない、工業の規模が小さいと……今日の工業で行けばさうであるが、是は吾々の抱負とは全く違つて居る、一昨日の建議の如きは決してそんな小さい考ではないのであります、どうか當局大臣に於ては御考慮を願ひたいと思ひますが、第五に御尋したいと思つたことがありますが、是は御尋ねしても駄目であらうと思ひますから止めます、第五に御伺ひしたいと思つたのは女子勞働者の仕事の種類其配置、其監督に付てのことと云ふやうな御調を伺ひたいと思つたのでありますが、是は其御調などはあらうとも思はれませぬから此質問は止めます、第六に伺ひたいのは工業動員と勞働問題との關係でありまするが、是は種々あるのでありまするが、勞働者を遇する……能く保護すると云ふ點に付ては將來どう云ふ御考案があるのでありまするか、此點を簡單に承つて置きたい。

〔國務大臣仲小路廉君演壇に登る〕

○國務大臣(仲小路廉君) 江木君の御質問は、工業動員の施行に付ては勞働者に關係すること少からぬ譯である、將來勞働者に對して如何なる考を有つて居るかと云ふ、斯う云ふ御質問の趣意であります、工業動員法の施行に付きましては固より勞働者に尠なからぬ關係を有して居る、工場と離るべからざる關係がある、身心共に健全なる勞働者を必要と致すのであります、此勞働者をして身心共に健全にして勞働に從事せしむると云ふ點に付きましては、政府に於ては既に既往に於ても種々な方法を取り來つて居るのであります、工場法の施設、經營、及各種の或は簡易貯蓄の途であるとか、各種の方法を取り來つたのも、畢竟はそれであります、併ながら今日勞働問題は益々一般の注意を喚起する時であります、政府は此點に付きまして各種の點に調査を盡しまする積りであります、現に今回兩院の御協贊を經まして、各種工場の衞生狀態等種々の事を調査する爲に豫算の御協贊を經たのであります、畢竟是等の綿密なる調査の結果に依りまして、將來勞働者に對する施設、勞働保險問題を初めとして、各種の問題の解決を致したいと考へて居ります、唯此事は言ふは易くして、此計畫は一般に對して尠からぬ關係を持つのであります、直ちに諸外國の例其儘に據る譯にも行きませぬ、能く我が國情國民の狀態にも適合する途を講ぜなければなりませぬ、是等は內外の情勢を審かに致して、能く事情に合致する適切の方法を取りたいと思ひます、殊に詳細に涉りまする點は此席に於て述べますることは却て御迷惑と存じます、大體申述べて御答と致します。

○江木千之君 第七に御尋ね致したいのは工業動員と工業の基礎となるべき諸元素の統一と云ふ點でありますが、工業動員を實施して官設民設の工場の組織的、統一的の作業を實行しやうとするには平生よりして豫め工業の基礎となるべき諸元素を統一して置かなければならぬであらうと考へる、然らざれば幾百萬の人員があつても到底十分の能率を發揮する事が出來まいと考へるのであります、でそれに付ては度量衡の事などもありませうが、唯今のやうに陸軍では三十三珊とか云ふやうな事を大砲の口徑に付いても、そんな言葉を用ひて居る、海軍に行つて見ると十四吋とか十六吋とか云ふやうに、もう日本國內に外國語も幾つもあるやうなことになつて居る、こんな調子では迚もいけますまいが、まあ度量衡のことは暫く措いて、工業の基礎となるべき諸元素、例へば各種の女螺釘であるとか、或は螺針桿であるとか、或は齒車の類、軌條であるとか、車輛の部分品であるとか、工作器械であるとか、各種の工具であるとか、電氣の器具、傳動器即ち「ベルト」數へ來れば幾つもありますが、是等のものを統一して置くと云ふことは最も必要であらう、螺釘の如きも佛關西流義もあれば英吉利流義もある、色々になつて居ると云ふやうな有樣であるが、此統一と云ふことは本統の工業動員をやらうとするならば先以て之が統一を圖らなくてはならぬのであらうと考へるが、是等の點に付いてはどう云ふ御考でありまするか、どう云ふ御調査になつて居りまするか、伺つて置きたい。

〔國務大臣仲小路廉君演壇に登る〕

○國務大臣(仲小路廉君) 御答へを致します、工業動員法を施行するに付ては此根本となるべきものは官民を問はず、其元素となるべき要素の統一、續いて度量衡等の統一を必要とはしないか、是は洵に御尤もなる御質問であります、どう致しましても、此工業動員法を適切に施行いたしまするに付きましては、其根本に於て各種の事物の統一を必要と致しますのであります、是は今日までも實は其必要を認めて居るのであります、然るに是等の統一を圖るに付ては、實は工場なり各種の狀態を詳かに致す必要があるのであります、私の考では今回此工業動員法の施行を得ましたならば、是等が將來に於て謂はゆる工業動員の準備として官民雙方の工場の事情を能く調査を致しまして、其中に器具機械各種の點に於て統一し得るものは努めて之を統一する途を得る便宜を得るであらう、殊に最も大切なのは、或は「ヤード」「メートル」「インチ」即ち度量衡に關する統一のことであります、是は實に各種工業材料の統一、組織の統一の上から申しましても、是程重要なことはないのであります、唯如何にせむ、今日まで我が文化は或は獨逸或は英佛其他より種々に入込んで來た關係もあります、是等が皆獨り官のみならず、官民通じて社會の全般に浸潤して居る情勢であります、故に度量衡の統一、其必要は何人も之を認めるのでありますが、扨て之を實行いたしまするに付きましては、實は各種の點に影響を及ぼすのでありますが何れに致しましても出來得る限りの方法を以て、之を劃一ならしむることは實に緊要であります、既に農商務省に於きましては、先般來或は種々學識を有する人々、經驗を有する人々を集めまして、何とかして是の統一の方法を立てたいと、種々其準備に關する調査も致して居るのであります、今回動員法の施行を時機と致しまして、愈々是等の實施に付きましては出來るだけ急速に出來得る方法を取りまして切めて是等の統一に近い途を講じたいのであります

唯此事柄は決して官府のみの關係はございませぬ、寧ろ民間各工場各種の組織に影響を及ぼすのであります、其ことの實行に付きましては、餘程の時日と方法を要することゝ存じます、大體政府の執り來て居る方針及將來の考は今申來りました通りであります、之を以て御答と致します。

○江木千之君　大變時間を費やすやうでありますがもう三箇條ほど質問が殘つて居りますから、暫く時間を與へらむことを希望いたします、第八に伺ひたいのは、是れは或機會に於て少し質問を試みましたが、政府の趣旨のある所が洵にはつきりしないのでありますので、此處に重ねて伺ひたいのでありますそれは工業動員と兵器民營の方針との其關係であります、本員は決して此官設工場の拂下げと云ふやうなことを申すのではない、官設の事業も必要なることは勿論之を維持するのみならず、進んで更に擴張せらるゝことを必要と考へまするが、今日官設の工場に於ては不用なる事業をやつて居ることが澤山ある、民間で出來ることを澤山にやつて居る、然も詰らない仕事までもやつて居るのである、大きなことで言へば、水道の鐵管などを拵へて居るし、其他背嚢であるとか、罐詰であるとか、靴も兵器の一つであるとか、羅紗も武器の一つであるとか云ふ調子で「カーキ」色の軍服を著た人が指圖して拵へなくちやならぬと云ふやうなやり方では、工業動員法を行ふことゝ兩立しないだらうと考へますが、此一大整理を行ふに付ての方針では如何であるかと云ふことを、簡單に伺つて置きたい。

〔國務大臣大島健一君演壇に登る〕

○國務大臣(大島健一君)　江木君の御質問に御答いたします、御質問の趣意は陸軍に於て製作して居るもので民間に於て製造し得るものが澤山ある、一方工業動員を行ふと云ふ場合であるから、是等の從來陸軍でやつて居る所の製作を民間にやらせたら宜からう、やらすに付ての意思、やらす順序はどうであるかと云ふ御質問のやうであります、陸軍で製作しますものは、陸軍で製作をせぬければならぬものである、それから又唯今例に御擧げになつた、羅紗とか罐詰とか云ふが如きものゝ動員時……開戰當初の補給の考をしまして、或必要の程度以外は之を民間にやらせるが宜からうと思つて居ります、で其考を以て處理しつゝあります、それを實行するには民間の製造能力が確に戰時の希望を充たし得る程度に確實にならぬければならぬのであります、それは漸次進んで參りまするから、進んで參るに從つてさう云ふ主義にならぬければなるまいと思ひます、先づ其前提としまして、是等の製造能力を十分に民間になさしむると云ふことに付ては十分努力して居ります、それが爲に羅紗の如きも殆ど需用の半ば以上民間に注文をしまして、民間に製造の實驗を與へると云ふやうな風のやり方をして居ります、外のものに付ても凡そ其筆法を以て進んで居ります、又先程例に御擧げになつた鐵管を云々と云ふが如きも、是は數年來大阪工廠には屢々外から注文を受けますが、成るべく民間の事業で出來るものでありますから、引受けずに居ります、此頃も多分若干或市から話があつて、大阪の製造所に作らすやうに話しましたけれども、今日の場合であるから會社が作らないと云ふのと、又寸法も大きいと云ふので作らないと云ふことで、若干引受けて居るのもありますが、右樣しまして民間で造るものを引受けることは成るべく避けて居ります、他の已むを得ぬ陸軍以外に已むを得ぬ事情に依つて避けられぬ外はやらぬやうにして居ります、此趣意を以て民間の工業力を進め、又此工業動員法の實行に當りましても益々民間の工場の狀況も分りますから、是等の進歩を圖つて行く積りであります

○江木千之君　もう二箇條ありますが、餘り私が時間を費すやうでありますから、是は今日は略しまして又委員會等がございますれば其際述べることに致さうと考へまして、考の質問は茲に止めて置きます

○議長(公爵德川家達君)　山脇玄君。

○山脇玄君　自席で……

○議長(公爵德川家達君)　今御名を呼びました御質問になることを希望いたします。

○山脇玄君　自席で宜しうございますか。

○議長(公爵德川家達君)　宜しうございます。

○山脇玄君　本員は……

○議長(公爵德川家達君)　山脇君に申しますが、陸軍大臣でありますか、農商務大臣でありますか。

○山脇玄君　兩方に亘るのであります。

○議長(公爵德川家達君)　それなら少し大きな聲で御願ひ致します。

○山脇玄君　宜しうございます、私の質問の箇條は澤山ありますが、先刻來江木君の御質問で餘程減つて仕舞ひましたから、唯二三點を伺ひたいのであります、世界の大勢上から今回の戰爭に鑑みて見ますると、各國に於ては皆國力を賭して相對峙する限りは國防を忽せにしてならないと云ふことは論を要しませぬ、是と同時に其裏面には堅實なる工業がなければならぬ、國防と工業、是は車の兩輪、鳥の兩翼の如く、二つ相俟つて行かねばならぬと云ふことは申すまでもないことであります、先刻も御話のありました通り、過日本院が建議しました科學及工業教育に關する建議、我々が之に賛成いたしたのも即ち此趣意に外ならぬのであります、そこで斯う云ふ趣意から致しまして、茲に二三の質問を提出する譯であります、此法案の趣意は今私も今日初めて受取つたばかりで、精讀は致しませぬが、段々先刻來陸軍大臣の御説明に依りますると、戰時に當りまして軍器、軍需品等の供給を政府の一手で引受ける譯にならぬ場合があるから、さう云ふ時には民間の工場に國家の權力を及ぼして、之を統一管理しやうとすると云ふことが本案の根本義になつて居るやうであります、さう云ふ所からして二三質問を致したいのでありますが、第一は軍器、軍需品等の原料であります、原料が我國の生産だけで十分であると云ふ御見込でありまするか、若も不足をすると云ふことでありますれば、其不足額を何處から持つて來る、何處より其不足額を補足するかと云ふ御考でありますか其點を伺ひたいのであります、聞く所に依りますると遺憾ながら我國は工業の原料は殆ど皆無と言つて宜いと云ふやうな事を伺つて居ります、縱しや其一部は我國の生産で事を足す事が出來ましても、其大部分はどうしても外より仰がなければならないと云ふやうな狀態にあることを承はつて居りますが、其邊の御考は如何でありまするか、是が第一點、それから第二には政府に於きまして果して民間の工場を利用すると致しまするならば、今日の狀態に於きまして如何ばかり此民間の工場を使用することが出來ると云ふ御見込でありますか、今日の狀態で其御見込を伺ひたいのであります、是も聞く所に依りますると昨年でありましたか、東京市の或る警察署管內に於きまして工場法の支配を受けて居る所の工場百三十箇所に付て調査を致しました所が其中僅に三十箇所だけしか工場法の支配を受けて居るものはなかつたと云ふ事でありますが、是は何も其法が適せないのではなからうと思ふ、詰り我國の工場は未だ貧弱にして、工場法の支配を受けただけの實力がない所から來たものであらうと察せられるのであります、若も我國の工業は未で貧弱にしていざと云ふ場合に使用し得るものがないとか、或は不十分であると云ふやうな御見込であるならば、どうなさる御積りであるか、今より其民間の或工場を指定して補助でもしてさうして發達さして行く御見込であるや否や是が第二點、それから第三點は今日の狀況から見ましても段々此企業家と勞働者の間と云ふものは相反目するの傾向を呈して來ました、即ち昨年、一昨年以來時々「ストライキ」などが起りますとか、或は熟練した職工の奪合ひをするとか云ふやうなことが大分見えて居りまするが、さうしますると、此熟練した職工を得ると云ふことは非常に困難を感ずるだらうと思ふのであります、是も承はる所に依りますると當局の中には我國の企業家と勞働者、其の關係と云ふものは主從の關係で能く治めなければならない、又能く治つて行くだらうと云ふやうな說をなす者があるのでありますが、是は如何なるものでありませうか、餘り時勢遲れの考ではありますまいか、今日のやうに數百人、數千人の職工を使ふ工場に於きまして、それを主從の關係で治めると云ふことは到底不可能なことではありますまいか、詰り是は利益の問題に歸著するのでありますから、利益を平等に分配すると云ふ方法を以て治めるよりは他に名案はなからうと私は思ふのでありますが、其邊の當局の御考は如何なものでありませうか、是が第三、第四が申すまでもありませぬが、生産の要素は資本と勞働と學術であらうと考へるのであります、縱しや資本學術が豐富であつても、勞働者の心身が健全でなかつたならば、事業の好成績を得ると云ふ事はむづかしからうと思ふのであります、で今日我が日本の勞働者の狀態を見て見ますると、健全なる狀態とは申せませぬ、殊に我國は申すまでもなく、纖弱なる女子の手を煩はす工業が大部分を占めて居りまして、而も其健康狀態は先刻江木君の申されまする通り、甚た懸念すべき狀態にあるのでありまするから、何とか是等に對して十分なる設備をせねばならぬと思ひまするが、是は先刻農商務大臣から縷々御意見を伺つたやうでありまするが、併し尚ほ伺ひたいのは勞働保險のことでありまするが、是は唯今調査中で

あると云ふことでありまするが、愈々之を提案なさると云ふ御見込があるのでありまするか、尙ほ一應承はつて置きたい、それから其次には食糧問題でありまする、是は平時に於きましても戰時に於きましても、我國の生産額を以て出征軍人は言ふに及ばず我國民を養ふに十分なる數額があると云ふ御見込でありまするか、又是は不足するやうな場合にどうして之を補足すると云ふ御見込でありまするか、私の質問は之を止めて置きまするが、當局の大臣から御答を願ひたいのであります。

〔國務大臣大島健一君演壇に登る〕

○國務大臣(大島健一君)　山脇玄君の御質問に御答いたします、第一は軍器の原料並に材料に過不足なきや否や、若し不足があれば何程あつて、何れより之を補充する考であるか、今日の狀態に於きましては原料中我帝國に於て生産いたしませぬものがございまする。例へば「ニッケル」であるとか、鐵葉であるとか云ふやうなものでありまする、其中鐵葉と云ふ如き材料に至りましては段々此企業家もあり、遠からず出來て參りませうと思ひます、故に全く帝國に達しませぬものは、それだけの準備は陸軍省用のものは陸軍で致して居るのであります、分量の如きものは私は唯今ちよつと申上げることは出來ませず、又其物も獨「ニッケル」ばかりでありませぬ、若干のものがあります、併し是等のないものは段々調査をして見ますると、此近年工業の發達に於て、數年の後には全く我國の生産品に俟つことが出來、若くは或る工場を他に換へれば戰時の需要を充たすと云ふ狀況にあるものが多うございます、民間の工場を使用し得るものがどれだけあるか、工場は一昨年來調査を致しまして、大要其數も、其能力も分つて居ります、唯今御話中に工場法發布後の調べでは極く小さいものはまだ此法律に從つてやつて居らぬ、即ち極く徐々たるものがある、是れは多分斯う云ふものは後に立つまいかと云ふ御心配かと思ひます、工場調査と共に各工場の持つて居る機械を調査しました、此動員法に於きましては初めの程は或る小さい工場の機械は或る大なる工場に之を集めるとか、兎に角整理を致しまして、同種類のもの、或は小さな工場のものを大なる所に持つて行つて、其機械を集めて大小各種のものを製造するのでありますから、それに應ずるやうに整理をすると云ふことは工業動員に依る動員計畫の一であらうと思ひます、今最も能く分りますのは民間にありまする所の削つたり、孔を掘つたりする所の機械、之が全國の工場を集めますると二萬に近いものがありまする、是れ以つて軍需品の製造並に戰時國民生活に必要缺くべからざる物の製造と云ふことに分配をして用ひぬければなるまいと思ふ、何れ動員法に依つて更に調査をし、是れ等の計畫を立てぬければならぬ、是れ等も動員法の發布を要する所以であります、三、四、五是れは主もに職工に關することであります、農商務大臣より御答を致すでございませう、山脇君の御話の主從の關係の部、是は申す迄もないことで、即ち戰時動員を行ひまして各工場を統一した場合には、寧ろ此職工に對する待遇を一にすると云ふことは極めて便利になつて來やうと思ひます、但し動員其物は時の必要に應じて、其戰爭の必要に應じて成るべく民間に苦痛を與へぬやうにしたいと考へます、直ちに強ひて全部の動員をすると云ふのではありませぬけれども、全部の動員をし或は職工が困る場合には寧ろ其職工の待遇が一になると云ふことは戰時にはあらうと思ひます、其他に於きまして三、四、五の御尋の件は農商務大臣より御答いたします。

〔國務大臣仲小路廉君演壇に登る〕

○國務大臣(仲小路廉君)　山脇君の御質問に對しまして唯今陸軍大臣より御答になつたのでありますが其御質問中農商務の所管に關しますることに付きまして私から御答いたします、御質問中農商務のことに關係を致しまするのは第三の御質問であります、工業動員を施行するに付て最も大切なのは企業者と勞働者との關係、是は餘程注意をして行はねばなるまい、又企業者と勞働者との關係に付て當局者の中には依然として主從關係を唱へて居る者があるが、それは思想に古い、今日はさう云ふ譯にはいかないことかあると思ふがどうかと、斯う云ふことでございます、工業動員法の施行に付きましては固より企業者たる工場主と勞働者との關係は密接でなくてはなりませぬのであります、將來我國の工業を發達せしむるに付きましては、どう致しましても資本家と勞働者との間は努めて之を阻隔せしめず、成るべく之をして水魚の如く、其内を出來得る限り密接にさしますことが必要と存じて居ります、兎角に此工場主と勞働者の間が阻隔する、それより種々のことが生じて參つて、其結果は遂に工業能力を甚しく減少するのであります、之に付きましては勞働者に對する制度ほど、むづかしいことはないと存じます、唯今山脇君は舊來の如き主從關係と云ふことでは思想が古いと仰せられました、如何にも今日は多數の勞働者を使ふ時であります、之に付きましては餘程組織立つた方法を講ぜぬければならぬのであります、併ながら歐羅巴諸邦に於て採り來つた制度も隨分各種の弊害を生じた點も少くないのであります、勞働組合のこと、各種の點に付きましては唯權利、權利と云ふことではどうもいかない點が澤山ある、それよりして社會上に種々の弊が生じて來たことも多いのであります、故に唯權利義務の關係として歐羅巴諸邦でやつて居りまする制度を、直ぐ我國に引き寫しにする譯に參りませぬのであります、之に反して我國は從前から君臣主從の關係として水魚のやうな關係もあるのであります、是れ等は強ち古いとして捨てべきものではないかと存じます、故に是れ等の思想と又現代に於ける情勢は是れ等を能く考慮いたしまして、我實際に適する途を講じて行くことが大切だと存じて居るのであります、專ら是れ等の趣意に依つて調査の途を講じて居るのであります、それから其次に工場の發達、工業の發達に付て、どうしても勞働者の心身共に健全なることを必要とする、それに付て勞働保險と云ふことも考へて置かなければならぬと思ひます、それは直ちに實行する積りかどうかと云ふことであります、是等も御説の如く、どう致しましても工業能力の發達に付て、之に從事する勞働者の心身の健全を必要と致します、其心身の健全を必要とする關係よりして、其施設の一端の重要なるものは勞働保險問題であります、勞働保險問題のこと、是も誠に言ふことは易いのであります併しながら此の保險に付きましては國も相當の負擔をしなければならず工場主も亦相當の負擔をしなければならぬ、又勞働者の負擔も要る譯でございます是れ等の率を極めますことから、死亡生存其の他の關係も、是れはなか〳〵綿密なる基礎を要します、是は一たび過ちますと社會上に取返しの付かぬ弊害を貽して參るのであります、成るべく弊を去りまして、努めて其實益を擧げるやうに、それ等の點に付ては餘程考慮しなければならず、又保險率を極めるに付ても實際に適合を必要と致します、是等のことは極めて綿密なる調査と確實なる基礎がないと過ちます、即ち先刻江木君に御答へいたしました如く、今回豫算の御協賛を經まして、各工場の衞生狀態、總ての狀況に付きまして十分調査いたしまして、それに依つて死亡生存率も極め、傷害其他の方法が立つて參る、是等も勞働保險の準備として著々其歩を進めて居る次第であります、それから最後に食料問題のことであります、此食料問題の點に付きましては先般來屢々御答へ致した積りであります、先づ今日の狀態では固より外米を輸入する必要もございまする、大體昨年以來からの狀況に依りまして、先づ今日の所では需要供給の關係はさしての不足なくして行はれて行くと存ずるのであります、唯有事の際に於きましては是等は固より常時を以て率する譯には參りませぬ、平時でも食料問題は隨分考究いたすべき問題であります、殊に有事の際に於きましては別して又それに應ずる適當なる方策を講じなければならぬことでございます、是等は固より當局者總てに於て今日より又種々の方法を講じて居るのであります、併ながら今此席で然らば其場合にどんな方法を執つて、どこから何を持つて來るかと云ふことの御答は、是は致し兼ねるのであります、どうか大體御質問に對しましては之に依つて御了解を願ひたうございます。

○山脇玄君　今一つ農商務大臣に伺つて置きます、唯今の御説明に依りますと、女工の衞生狀態に付て御調査になると云ふことでありますが、今日の工場監督官と云ふものは男子だけになつて居るのであります、我國は申すまでもありませぬ、女工と云ふものを澤山使ふ紡績會社と云ふものがなか〳〵澤山あるやうであります、どうも男子の監督官で女工の狀態を視察することは餘程困難であると思ひます、又私の考では分るまいと思ひます、それでありますから、各國では女の監督官と云ふものを設けて、女の監督官のない所はない位になつて居るやうでありますが、農商務大臣は矢張り今日男子の監督官だけで十分、女工の衞生狀態も分ると云ふ御考でありますか、又唯資格問題だけで資格ある監督官があれば女でも採用すると云ふ御考でありますか、それを承はります。

〔國務大臣仲小路廉君演壇に登る〕

○國務大臣(仲小路廉君)　女工を使役いたして居り

ますする工場、是は今日、纖維工業の發達に伴ひまして餘程多數ございます、殊に女工を使役して居りまする工場の衞生狀態は先刻江木君からも御話がございましたが、最も注意を致すべき纖維工業でありまず、是が種々の病氣の基となることも少くないのでございます、當局者に於きましては工場法施行以來此纖維工業の點に付きましても最も注意いたして居ります、殊に女工の衞生狀態等に付きましても出來る限り注意の途を取つて居りますが、殊に今回此豫算の御協贊を經ました結果は一と入、工場衞生狀態等の點に付きまして注意いたす積りであります、又工場監督官に女の吏員を使用する考があるかどうかと云ふ事であります、是は時勢の進歩、事物の必要に依りまして、場合に依りましたらば男の監督官より女の方が適當だと思ふべき時が參るかも知れませぬ、併ながら唯今の場合に於きましては、工場監督官として從事して居りまする即ち男子の吏員で出來得る限りの方法を以ちましたならば、此の工場等に對する點に付きまして十分監督の實を擧げ得ると存じて居ります、先づ今日の狀況はさう云ふことであります。

○淺田德則君　此軍需工業動員法の特別委員の數を十五名とし、議長に於て選定せられん事を望みます

○子爵青木信光君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　淺田君の本案特別委員の數を十五名とすると云ふ說に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます、特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

軍需工業動員法案特別委員

伯爵寺島誠一郎君　　子爵井上匡四郎君
子爵大河内正敏君　　大久保利武君
男爵村上敬次郎君　　河村讓三郎君
男爵村木雅美君　　山本達雄君
男爵名和長憲君　　男爵武井守正君
男爵山内長人君　　男爵斯波忠三郎君
高橋作衞君　　桑田熊藏君
瀧川辨三君

○議長（公爵德川家達君）　御異議がなければ、日程の第二より第九まで束ねて問題に供し、同一委員に付託いたします。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　日程第二、大正五年度豫備金支出の件、第三、大正五年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件、第四、大正五年度特別會計豫備金支出の件、第五、大正五年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件、第六、大正五年度大正三年臨時事件豫備費支出の件、第七、大正五年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件、第八、大正五年度帝國鐵道積立金支出の件第九、大正五年度帝國鐵道積立金外に於て豫算超過支出の件・承諾を求むる件、衆議院送付、會議。

大正五年度豫備金支出の件
大正五年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正五年度特別會計豫備金支出の件
大正五年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正五年度大正三年臨時事件豫備費支出の件
大正五年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件
大正五年度帝國鐵道積立金支出の件
大正五年度帝國鐵道積立金外に於て豫算超過支出の件

右本院に於て承諾すへきものと議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年三月二十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

一大正五年度豫備金支出の件
一大正五年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
一大正五年度特別會計豫備金支出の件
一大正五年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
一大正五年度大正三年臨時事件豫備費支出の件
一大正五年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件
一大正五年度帝國鐵道積立金支出の件
一大正五年度帝國鐵道積立金外に於て豫算超過支出の件

右帝國憲法第六十四條第二項ニ依リ承諾ヲ求ムル爲

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正七年三月七日

内閣總理大臣　伯爵寺内正毅
内務大臣　男爵後藤新平
海軍大臣　加藤友三郎
陸軍大臣　大島健一
外務大臣　法學博士子爵本野一郎
司法大臣　松室致
文部大臣　岡田良平
遞信大臣　男爵田健治郎
農商務大臣　仲小路廉
大藏大臣　勝田主計

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣（勝田主計君）　唯今議題となつて居りまする日程第二乃至第九を通じまして極めて簡單に說明を試みたいと思ひます、大正五年度一般會計の第一豫備金の豫算額は百萬圓でございまして、檢丁及新兵旅費、傳染病豫防檢疫諸費、海軍受託造修費、其他必要避くべからざる豫算の不足に對しまして全部使ひ切りに相成りました、大正五年度一般會計第二豫備金の豫算額は二百萬圓でございます、衆議院議員臨時選擧及臨時總選擧に關しまする取締費、臨時軍事費特別會計繰入不足、戰艦救難及復舊費、其他各省所管に於きまする災害復舊費等の豫算外の支出を致しました爲に、是亦全部拂ひ切りました、大正五年度大正三年臨時事件豫備費の豫算額は二千八百五十萬圓でございます、臨時事件に關しまして、各省所管に於きまして豫算外支出を致しまするこどが多々ございまして、是等の費途に是亦全部支拂ひ切りを致しました、大正五年度一般會計第一第二豫備金及大正三年臨時事件豫備費豫算か拂ひ切りと相成りましたが、尙ほ此外に諸拂戾し金、臨時軍事費特別會計繰入不足、大正三年臨時事件費其他等に付きまして所要がございまする爲に、國庫剩餘金を以ちまして豫算超過及び豫算外支出を致しましたものが千六百五十四萬二千九百餘圓でございます、大正五年度帝國鐵道特別會計に於きまして積立金勘定補塡金の豫算額が三百九萬九千三百十圓でございますが收益勘定鐵道作業費の豫算に不足を致しました、之に對しまして全部之を充用いたしました、尙ほ又右の外に鐵道作業歲入を以ちまして豫算超過の支出を致しましたものが九百九十七萬二千六百餘圓に上つて居ります、右の外に各特別會計に於きまして必要已むを得ざる費途に關しまして豫備金を以て、又は豫備金外に於きまして豫算超過又は豫算外の支出をなしたるものが若干ございます、以上の支出は何れも緊急避くべからざる事柄と致しまして之を支出いたした次第でございます、何卒御審議の上速に承諾を與へられんことを切望いたします。

○議長（公爵德川家達君）　之には別段質問も無いと考へますから、特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

大正五年度豫備金支出の件（承諾を求むる件）外七件特別委員

子爵唐橋在正君　　子爵青木信光君
男爵太秦供康君　　男爵伊丹春雄君
男爵島津隼彦君　　馬屋原彰君
磯部四郎君　　菅原通敬君
麻生太吉君

○議長（公爵德川家達君）　日程第十、爆發物取締罰則中改正法律案、衆議院提出、第一讀會の續、委員長報告。

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

爆發物取締罰則中改正法律案

右決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月二十日

右特別委員長　伯爵松平賴壽

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵松平賴壽君演壇に登る〕

○伯爵松平賴壽君　爆發物取締罰則中改正法律案の委員會の經過及結果を御報告申上げます、此委員會は二回開會いたしましたのであります、前日……一回より正副委員長の互選を致しまして引續いて質問を致した次第でございます、此法案は衆議院から提出されましたのでありまして、第一政府委員に說明を求めました時政府委員からの話に依りますと、衆議院では最初提出されました法案は、爆發物取締罰則廢止法律案として衆議院が提出いたしたのであります、然る所政府に於きましては是は同意を致すこ

とが出來ないと云ふ意味に於きまして、衆議院では修正を致しまして、即ち此爆發物取締罰則中改正法律案と云ふ法律案になりまして可決し、貴族院へ參りました次第でございます、政府の意見と致しましては、此罰則と云ふものは古く明治十七年に出來ましたものでありまして、唯今の刑法にございまする所の刑の名前及刑の範圍も昔から大層擴がつて居りますのでありまして、此刑の範圍を變へて刑名を變へると云ふ事の爲に、此修正が出來たのでありますから、政府も是には同意をして居る次第であると云ふ事でございました、又其他質問もございましたが其質問の中には當局に於ては此上又此法律を改正する必要があるかどうかと云ふ御質問もありましたが政府に於きましては此法律の内容に付て、一般に付ては改正する必要はないのでありまするが、唯だ字句に付て聊か變へたい所もあると云ふ考を持つて居ると云ふ政府の話でありました、又御質問の中には政府が此法律に付て改正する考があつたかなかつたかと云ふ御問もありましたが、其御問ひに對しましては、當局は今改正する提案は出來て居らない、それはまだ澤山に古い所の法律案もあるのであつて、殊更に是のみを今手を著けて變へると云ふ考は一つもなかつたのである、幸に是が出來れば先づ此法案に餘ほど現刑法に近くなつたものであつて、至極良いものであると云ふ政府の御說明でありました、委員會に於きましては僅か二三の質問がございましたのみで、此改正法律案には皆一同々意を致し、委員會は可決いたした次第であります、右御報告いたします。

○男爵石黒忠悳君　此案に付きまして質問を致したう存じまするが、此爆發物のことに付きましての犯罪とか申すものが、近く五年若くは三年の間、どんな數になつて居りますものでございませうか、當局者の御意を伺つて置きたいと思ひます。

〔國務大臣松室致君演壇に登る〕

○國務大臣(松室致君)　唯今の御尋ねに付きまして私が此席に出て居りますから之を極く摘んで申上げます、大正五年には重罪の總人員が十人、それから大正四年に二十一人、それから大正三年が十五人、大正二年が八人、是だけでありまして、尙ほ細かに申しますれば際限がありませぬが、是だけで宜しうございませうか。

○男爵石黒忠悳君　さう致しますると、此爆發物のことに付きましての犯罪人が大正二年には總計八人大正三年には總計十五人、大正四年には二十一人、大正五年には十人、此數でございますか。

〔國務大臣松室致君演壇に登る〕

○國務大臣(松室致君)　はい。

○男爵石黒忠悳君　是はして見ますると二年には八人、三年には十五人、四年には二十一人と申しますると、此爆發物を使用いたしまして犯罪をする者は年々增加いたしまするやうに見えまするが、當局者の御考はどう云ふ御見込でございます。

〔國務大臣松室致君演壇に登る〕

○國務大臣(松室致君)　强ちさうではありませぬやうです、或は多くなつたり少くなつたり、もう少し申上げると解りますが、今度は大正元年、是は十二人、それから明治四十四年は三十一人、明治四十三年は十八人、明治四十二年は十六人、それから四十一年が十三人、四十年が二十三人、斯う云ふ風ですから、上つたり下つたりで、どうも年に依つて一定しませぬ。

○男爵石黒忠悳君　本員が此質問を致しまするのは今度の改正になりまするど、ずつと輕くなりますやうです、先のでございまするど死を以て處せられまするが、今度は輕くなる、死も廢せられたのではございませぬが、輕くなるやうに存じます、此刑の重いと云ふものは、刑に觸れさせないと云ふやうな考を持つて立てたならば、重くても却つて宜くはあるまいか、是が輕いと云ふことになりますると、犯す者が殖えると云ふやうな御考はございますまいか、私素人でさつぱり解りませぬが、專門家の御考を伺つて見たいのです、唯今までは爆發藥で人を害しますれば、必ず死刑に處せられると思つて居たのが、今度は或は遣り損つて少々傷いた位で濟みますとか或は人を傷めないで濟むとか云ふことになると云ふと、死刑にも處せられぬと云ふやうなことで、殖えは致しますまいかと云ふやうな素人考も、又案じもございますのですが、此邊の御考はどうです。

〔國務大臣松室致君演壇に登る〕

○國務大臣(松室致君)　成るほど御考の如き感がありまするが、併し實際之を裁判所で處分いたしまするに當りまして、餘り刑が重過ぎると兎角良い結果を得ないと云ふ虞があるのです、それで此爆發物取締罰則に限りませぬ、舊の刑法が矢張り範圍の狹い刑を科するやうになつて居りました所からして、唯今申しまする如き結果を往々見ましたものですから、それで其刑の範圍を大變廣くして、輕くなつたと云ふ譯ではありませぬが、犯狀の輕い者には矢張り輕い刑を科することが出來るやうに變りましたのであります、で此爆發物取締罰則も矢張り此刑法の改正になりました其趣意に從ひまして、矢張り刑の範圍を廣めたと云ふだけでありまして、矢張り重い刑罰を科せなければなりませぬやうな犯罪は、矢張り死刑と云ふものが舊の通りに存して居るのでありますから、此應用に付ては一向差支はありませぬのであります、それから又實際犯狀の重い者に死刑其他の重い刑を科する、此實際の處分と云ふものが即ち一般の警戒となるのでありまするから、刑の範圍を擴めて、下の方は大分刑が輕くなつたと云ふだけでは決して其一般警戒と云ふものは輕くなる、減ずる、斯う云ふ結果は現はさないものと、考へるのでありまず。

○議長(公爵徳川家達君)　本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○男爵若王子文健君　直ちに第二讀會を開かれむことを希望いたします。

○男爵岩倉道俱君　賛成。

○議長(公爵徳川家達君)　直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵徳川家達君)　直ちに第二讀會を開きます、全部を問題に供します、原案に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長(公爵徳川家達君)　過半數と認めます。

○男爵若王子文健君　直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○子爵舟橋遂賢君　賛成。

○議長(公爵徳川家達君)　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵徳川家達君)　直ちに第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵徳川家達君)　日程第十一、救護費國庫補助の請願、會議。

〔左の意見書案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に傚ふ〕

意見書案

救護費國庫補助の件

東京市小石川區表町公吏佐藤正興外十七名呈出

右の請願は行旅病人、行旅死亡人及精神病者の救護及監護の費用は之を其取扱府縣の負擔とせらるるを以て東京府は全國に於ける該費用の六割以上の額を負擔し且將來累加すへき傾向あるは負擔の均衡を失し府民の痛苦に堪へさる所なるに依り速に國庫より最高額の補助金を下附せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

○議長(公爵徳川家達君)　請願委員長の報告に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵徳川家達君)　日程第十二、岡山縣阿哲郡矢神村に登記所設置の請願、會議。

意見書案

岡山縣阿哲郡矢神村に登記所設置の件

岡山縣阿哲郡矢神村長代理助役安田士磨外一名呈出

右の請願は岡山縣阿哲郡神代村矢神村及野馳村は高梁區裁判所上市出張所の管轄に屬するも距離遠く道路險惡にして不便一方ならさるに依り近村新砥村を加へ是等の各村を管轄する登記所を矢神村大字矢田に設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

○議長（公爵德川家達君）　請願委員長の報告に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、次の議事日程は決定次第御通知に及びます、本日は是にて散會。

午後零時十三分散會

○大正七年三月二十五日（月曜日）

午前十時五分開議

議事日程　第十七號

第一　地租變更免租年期に關する法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第二　有價證券割賦販賣業法案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第三　狩獵法改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第四　臺灣銀行法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第五　海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第六　東京市區改正條例中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第七　京都市又は大阪市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第八　大正四年度歲入歲出總決算、大正四年度各特別會計歲入歲出決算報告並決議案（三件）　會議（委員長報告）

第九　郡制中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第十　神祇尊崇に關する建議案（伯爵柳原義光君外五名發議）　會議

○議長（公爵德川家達君）　是より諸般の報告を致させます。

〔河井書記官朗讀〕

去る二十二日本院に於て可決したる左の衆議院提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

爆發物取締罰則中改正法律案

同日議員伯爵柳原義光君外五名より百二十四名の賛成を以て神祇尊崇に關する建議案を發議せり

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案特別委員會

委員長　伯爵柳原義光君

副委員長　男爵伊東義五郎君

東京市區改正條例中改正法律案外一件特別委員會

委員長　侯爵花山院親家君

副委員長　子爵松平乘長君

鑛業法中改正法律案特別委員會

委員長　公爵二條基弘君

副委員長　和田彥次郎君

軍需工業動員法案特別委員會

委員長　伯爵寺島誠一郎君

副委員長　男爵武井守正君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

臺灣銀行法中改正法律案可決報告書

海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案可決報告書

一昨二十三日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

郡制中改正法律案特別委員會

委員長　服部一三君

副委員長　子爵野宮定穀君

同日委員長より左の報告書を提出せり

有價證券割賦販賣業法案可決報告書

地租變更免租年期に關する法律案可決報告書

東京市區改正條例中改正法律案可決報告書

京都市又は大阪市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案可決報告書

狩獵法改正法律案可決報告書

郡制中改正法律案可決報告書

大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第二號）、大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第三號）、大正六年度歲入歲出總豫算追加案（第二號）、臨時軍事費豫算追加案（第二號）、大正七年度各特別會計歲入歲出豫算追加案（特第一號）、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第二號）、大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第四號）、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第三號）可決報告書

大正四年度歲入歲出總決算、大正四年度各特別會計歲入歲出決算審查報告書

請願委員會特別報告第七號

○議長（公爵德川家達君）　是より本日の會議を開きます、日程第一、地租變更免租年期に關する法律案政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

地租變更免租年期に關する法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月二十三日

右特別委員長　伯爵島津忠麿

貴族院議長公爵德川家達殿

〔仁尾惟茂君演壇に登る〕

○仁尾惟茂君　地租變更免租年期に關しまする法律案の委員會に於きまする所の結果を御報告申上げます、本案は北海道の土地に對しまして各種法規に於て免租年期を與へあるものの中、之に開墾をなし若は開墾に等しき勞費を加へたるものに對しまして、特に免租年期を與へ以て北海道土地開發の奬勵をなすの意に出でたる法案でありまして、此意味に於きまして最も明瞭なる法案であります、而か致しまして此法案に付きましては、調查上種々法規の關係等を保ちまして、第一地租條例を初め明治八年北海道開拓使布達の山林荒蕪地拂下規則、其他北海道土地拂下規則又は北海道國有未開地處分規則、又は屯田給與規則、又舊土人の保護法等種々の法案に跨りまして、又之が實地に於きましても前述の法案等に援引いたしまするが爲に、種々の狀況をあらはしました次第でございます、付きましては之が土地の來歷地種の區別、又法案にありまする所の事業の成功の定めあるものと、及び定めなきものと區別又之に對しまして免租年期の付け方、又此年期の起算點、又此年期の權衡等に付きまして種々質問を重ね、又政府に於きましても之が答辯に付きましては仔細に之を努めまして、及ぶべくだけ調查を致した積りでありまする付きましては此質問應答等のことを一々申上げたいと存じまするが、速記で御高覽を下さる通り隨分込入つて居りまして甚だ煩雜に亙りまする慮もございまするから、是は御疑點の點に對して御答へ申することに致したいと考へます、どうかさう云ふことに願ひたうございます、要しまするに本案は北海道の土地に對して特殊の免租年期を與へさうして北海道の土地開發を奬勵するの意に出でましたものであります、適當なる法案と認めます又之に對しましては衆議院の修正もございまするが、之も敢へて妨げなきものと認めます、で委員會に於きましては右の理由を以ちまして全會一致を以て可決いたしましてございます、此段御報告申上げます。

○議長（公爵德川家達君）　本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○仁尾惟茂君　直ちに第二讀會を開かれむことを望みます。

○男爵高木兼寬君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第二讀會を開きます、全部を問題に供します、全部原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○仁尾惟茂君　直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○男爵高木兼寬君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第三讀會を開きます、第二讀會決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第二、有價證券割賦販賣業法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續

委員長報告。

有價證券割賦販賣業法案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月二十三日

右特別委員長

子爵 稻垣太祥

貴族院議長公爵德川家達殿

〔子爵稻垣太祥君演壇に登る〕

○子爵稻垣太祥君 御報告をいたします、此案は前後三回委員會を開きましてございます、何分弊害の多い事柄を取締るのでございますから、隨分立入つた質問も澤山出ましてございます、それ故に速記を止めまして懇談會にいたしまして、それから隨分質問もございました、之を悉く申上げるのは甚だ時間を費すことでございますから、主なる點を一二申上げますれば、權利移轉の場合、之を省令に託するのは如何であるかと云ふ、例へて言へば百圓券の約束に付て、十五圓の拂込をなし、之を最初に權利を移轉する約束もあるだらうし、又最後に移轉すると云ふ場合もあらうし、中程に移轉をすると云ふやうな場合もあるであらう、それで是等の權利を移轉すると云ふやうなことに付て、是は一つ省令に託すると云ふことは如何であらうかと云ふと、是等の政府の答辯には是は約款の方に據るのであると云ふ答辯であります、其或は省令のやうな隨分ことになるやうな事情もある、大體のことは臨時又已むを得ぬ場合へは省令、用すと云ふことがあるかもしれぬ、斯う云ふやうなことであります、それから餘り期限の長いのは弊害が多くなる、それで之に對する答辯には勸業債券の如くに成るべく一年以內、成るべく一年以內勸業債券の十圓券の如きは成るべく一年以內、百圓公債のならば五年以內と云ふ位が適當であらうかと云ふことであります、尙ほ今少し短いが宜からう三年位とか云ふ質問もありましたり、三年乃至五年と云ふやうな質問もありました次第であります、それから唯今のやうな拂込を致した後に、賣主が倒產を致した場合とか、或は又第一回に拂込をして而して買主の方が倒產した場合はどうであるかと云ふ質問もいたしました、是等は權利を與へると云ふものであるか、何しろ法律に明文を表はして置く必要はなからうかと云ふ質問がありました、之に對して政府の答辯は、是れ等は執行命令をした場合には其命令には銀行が倒產した場合には、其時に請求が出來ると云ふやうなことでありました、何れにしても此案に付ては、政府も未だ十分とは認めて居らないやうであります、それで併ながら斯の如き會期切迫の場合では此の案に大斧鉞を加へると、最も今日必要なる重要問題が輻湊して居るのであるからして、それ等の邪魔にもなるのである、又一院に於て通過して來た場合には、一院に於ては之を重んずると云ふことは當然であるからして先づ此場合は此儘可決して置いて、尙ほ將來實地に徵して、不備の點が表はれたならば、無論修正を加へ、又政府の方でも修正すると云ふ趣意を以ちまして、此案を可決いたしました次第でございます、此段を御報告いたします。

〔副議長侯爵黑田長成君議長席に著く〕

○副議長(侯爵黑田長成君) 本案の第二讀會を開くべきや否やの決を採ります、本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○副議長(侯爵黑田長成君) 過半數と認めます。

○子爵稻垣太祥君 直ちに第二讀會を開かれむことを希望いたします

○男爵高木兼寛君 贊成。

○子爵青木信光君 贊成。

○副議長(侯爵黑田長成君) 直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君) 御異議ないと認めます

○副議長(侯爵黑田長成君) 直ちに第二讀會を開きます、全部を問題に供します、原案通で御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君) 御異議ないと認めます

○子爵稻垣太祥君 直ちに第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○子爵青木信光君 贊成。

○副議長(侯爵黑田長成君) 直に第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君) 御異議ないと認めます

○副議長(侯爵黑田長成君) 直ちに第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか

○副議長(侯爵黑田長成君) 御異議ないと認めます

○副議長(侯爵黑田長成君) 日程第三、狩獵法改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

狩獵法改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月二十三日

右特別委員長

子爵 青山幸宜

貴族院議長公爵德川家達殿

〔子爵青山幸宜君演壇に登る〕

○子爵青山幸宜君 委員會の經過並に結果を簡單に御報告申上げます、委員會は三回開きました、先正副委員長の互選を致しました引續いて開きまして、本案大體に付きまして、政府委員より說明を致しまして、逐條に移りまして、各條に付て質問應答がございました、此質問の條項に付きましては、第一に委員中に殊に狩獵に經驗のあられる諸君から熱心に周密に御質問がございましたが、それ等を一々此處で申上ることは煩雜に亘りますから、是に省略を致します、採決に移りました所が、何等異議なく全會一致を以ちまして可決いたしました次第でございます、此法律案の大體の理由を申上げます筈でございますが、先きに農商務大臣より提出の理由を述べられましたし、既に諸君の御承知のことでございますから、是亦省略を致して申上げませぬ、何卒委員會の決議通り速かに可決あらむことを希望いたします

本案に對しまして御質問等がございますならば、幸に農商務大臣政府委員も出席されて居りますから、どうぞ御質問を願ひたい。

○男爵石黑忠悳君 ちよつと質問いたしますが、十一條……十五條に鳥獸とございますのは、是は第一條に依りて定められましたる鳥獸に限りますのでございますか、ちよつと質問いたして置きます。

〔政府委員道家齊君演壇に登る〕

○政府委員(道家齊君) 唯今石黑男爵よりの御尋に對しまして御答を申上げます、唯今御尋の條項は十一條並に十二條に亘つたことでございませうか、尙ほもう一應伺ひます。

○男爵石黑忠悳君 本員の御尋いたしましたのは、今此處で案を見まして氣が付きましたのでありますが、此の十五條の「爆發物、劇藥、毒藥、据銃又ハ危險ナル罠若ハ陷穽ヲ使用シテ鳥獸ヲ捕獲スルコトヲ得ス」と云ふ此鳥獸なるものは、一條に斯う云ふことがございます、「狩獵鳥獸以外ノ鳥獸ハ之ヲ捕獲スルコトヲ得ス」「狩獵鳥獸ノ種類ハ主務大臣之ヲ定ム」とございまして、此主務大臣の定めました鳥獸を指すものでございませうか、或は一般の鳥獸を申すのでございませうかと云ふことを伺つたのであります。

○政府委員(道家齊君) 御答いたします、十五條の鳥獸は是は一般の鳥獸を申して居ります、即ち野生鳥獸一般のものであります、第一條に掲げてありますのは、所謂狩獵鳥獸保護鳥獸と兩方に亘つたことを規定したのでありますが、十五條は一般野生鳥獸のことを指して居る次第でございます。

○男爵石黑忠悳君 さう致しまするると、是が一般に鳥獸を指してあると致しまするると、或は學術用に供しましたり、或は作物に有害なる鳥獸をも含んで居ると思ひまするが、如何でありますか、それを伺つて見たい。

〔政府委員道家齊君演壇に登る〕

○政府委員(道家齊君) 御答へ申上げます、第十二條に例外を設けましたのは、此に規定してあります通りに、學術研究、或は有害鳥獸驅除其他の特別の理由に依つて之を捕獲いたします必要のある時に於きましては、農商務大臣若くは地方長官の許可を得て之を捕獲することを得る、斯う云ふ次第なのでございます、故に一般に此十五條の所は危險の防止を致しまするのが趣意でございます、危險の方法を以て捕獲いたしまするることは即ち危險がありまする故に、十五條は一般に左樣な場合を禁止いたしました、十二條は即ち必要の場合に於きましては兎に角保護鳥獸並に狩獵鳥獸を問はずに十二條の規定に該當しまする場合は、特別の許可を得て其捕獲を許す、斯う云ふ事に相成つて居るのでございます。

○男爵石黑忠悳君 さう致しまするると十二條の學術研究又は有害鳥獸驅除の爲其他特別の事由に因り主務大臣又は地方長官の許可を受ける、斯う致しまするると、學術研究の爲に或小さな動物を捕獲を致しまするには、小さいのでも、大きいのでも宜しうございますが、一々是はどう云ふ手續で主務大臣若くは地方長官の許可を受けるのでございますか、或學者が此學術研究の爲に捕りますのにも、一々是に許可

を得なければならぬものでございませうか、或專門の學者が、其學者たると共に之を許可を受けぬでも捕れますものでございませうか、是は學校の敎育に取つて不自由の事が出來やしないか、それらは差支ない譯でありますか。

〔政府委員道家齊君演壇に登る〕

○政府委員(道家齊君)　御答へ申上げます、是は御承知の通り現行が即ち斯の如く大體になつて居ります、又學者が研究の爲に捕獲を要します時は矢張り地方長官なり若くは農商務大臣に其許可を得る手續と致しましては、其理由を揭げまして、さうして許可を一々得ると云ふことに相成つて居るので是は現行が既に斯樣になつて居るので、又學者なるが故に許可なくして宜しいかと云ふ御尋のやうでありますが、それは學者に致しましても、矢張り此手續は要することの必要を認めて居るのでございます。

○男爵石黑忠悳君　さう致しまするど、學術研究の爲に鼠を捕ると云ふやうなものは今までは主務大臣が許可になつて捕つて居るのでございますか。

〔政府委員道家齊君演壇に登る〕

○政府委員(道家齊君)　其通りでございます。

○子爵伊集院兼知君　本員は本案に對しまして讀會省略の動議を提出いたします。

○子爵西大路吉光君　贊成。

○子爵八條隆正君　贊成。

○子爵松平乘長君　贊成。

○子爵伊東祐弘君　贊成。

○子爵片桐貞央君　贊成。

○子爵本多忠鋒君　贊成。

○子爵冷泉爲勇君　贊成。

○江木千之君　贊成。

○男爵高木兼寛君　贊成。

○男爵藤井包總君　贊成。

「其他「贊成」と呼ふ者多し」

○副議長(侯爵黑田長成君)　讀會省略の動議は定規の贊成者がございました、讀會省略を可とする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○副議長(侯爵黑田長成君)　三分の二以上と認めます、讀會は省略せられました。

○副議長(侯爵黑田長成君)　原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます

○副議長(侯爵黑田長成君)　日程第四、臺灣銀行法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

臺灣銀行法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月二十二日

右特別委員長

伯爵　正親町　實　正

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵正親町實正君演壇に登る〕

○伯爵正親町實正君　本案の委員會に於きます、經過並に結果に付て御報告申上げます、本委員會は兩回開きましたが、一回は正副委員長の選擧に了はりまして、一回に於て愼重に審議を盡したのでございます、本案改正の中の最も重なる點は保證準備の擴張でございます、現在の保證準備に一千萬圓增しまして二千萬圓に致したいと云ふのが此案の重なる點でございます、臺灣銀行は段々業務の發展を致して殊に近年は長足の進歩を以て發展を致し、其上南支南洋等にも、業務の擴張を致しまして其結果と致しまして、頗る良好の狀態を呈して居ります、尙ほ將來に於きましても、戰後の經營として南支南洋方面へも十分に手を擴めて業務の發展を圖りたい、而して戰後の經營に任じたいと云ふのでございまするがさう云ふ場合に於きましては、益々此資金の需用を來す譯でございます、然るに尙ほ島內の產業に於きましても、段々發展を致して資金の供給を求める譯でございます、然るに今日此四十三年に一千萬圓の制限發行を限定された以來年々多少の制限外發行も見たのでございまするが、それは一進一退で格別の事もございませなんだが、大正五年末以來は此制限外發行が斷えず要するやうになりまして年々數百萬圓の制限外發行を見る有樣であります、大正六年度末の殘高に於きまして保證準備に屬する發行高が千六百萬圓餘になりました、それ故制限外が六百餘萬圓になつて居ると云ふ有樣でございます、此趨勢を以て推測りますれば數年ならずして一千萬圓にも達しやうと云ふ有樣でございます、依て此度尙ほ一千萬圓增しまして此需用に應じたいと云ふのが本案の最も重なる點でございます、其他は第五條の「地金銀ノ賣買」の下に「貨幣ノ交換」と云ふことがございます、或は又此末項に臺灣銀行は是まで金融資金の運用上國債證劵其他二三の債劵を買入るゝことを得ると云ふことになつて居りまするが、併ながら近來段々他に基礎の確實なる所の會社も出來まするから、彼我の金融上主務大臣の認可を得た以上は、今日限定したる外の會社の有價證劵も買入るゝことが出來ると云ふ途を開かれたのであります、其次の第五條の二に於きまして、公共團體若くは產業組合等に無擔保貸付をする、是も是まで臺灣にも公共團體產業組合等もございまするが、誠に組織も不完全で基礎も不確實でありましたが、近來是等の基礎も段々鞏固になり、監督も行屆くやうになりましたに付ては、是等の金融に付ては內地同樣無擔保貸金を開く、斯う云ふことであります、それから第六條には法律に限定してございます業務の外は一切事務を營むことが出來ぬと云ふことになつて居ります、然るに、前申上げます如く、南支若くは南洋等海外に業務の發展を圖ります上は、今日此限定されたる所の業務の範圍に於ては、誠に不便を生ずる場合がございますから、其場合に於ては矢張り主務大臣の認可を得たならば、他の業務も營んでも宜いと云ふ修正でございます、修正の大體はそれだけでございました、之に對して種々質問もございました、當局者の答辯もございましたが、それはまあ大體略しますが、終に臨んで一二の委員より此案に對する希望がございました、或る一人の希望は、本案は可決いたして差支ないが、併ながら此銀行劵の發行增加と云ふことになりまするど云ふと、此銀行の責任と云ふものが益々重きを加へて來る、而して此の保證準備の中には商業手形も這入つて居ることであるからして、現在の如き經濟界の順調の時に於ては敢て妨げもないかも知らぬが、若し將來戰後に於きましては、此の經濟に如何なる變動を來すかも計り難い、然るに此の法律は矢張り依然として存して居る譯であるから、其の時分には大に考慮を要することと思ふ、故に將來銀行の基礎を鞏固ならしむるには、實力を養ふに如くはないのである、それ故に將來適當の時期に於て相當の增資あらむことを希望するのである、斯う云ふ希望でございました、是には委員の中には段々贊成もございまして、尙ほ當局の所見は如何と云ふことでありました、そこで大藏大臣の答には、當局に於ても其感を齊しうする譯である、故に將來適當の時期に於て相當の增資を爲すと云ふことは考慮を致して置かう、斯う云ふ答へでございました、それから又、今一人の委員より希望がございましたそれは此希望條件として朗讀されましたに依つて、一應朗讀いたして御紹介を申します、それは一臺灣銀行は時勢の進運に伴ひ內地間の連絡に資し南洋及南支那に發展するは素より望む所なれども其資金の運用は動もすれば其本源たる臺灣に粗にして外部に急なる傾きあり本員は本法を可決すると同時に臺灣銀行は臺灣の金融及金利に付き尙ほ一層の注意を拂はれんことを望む」斯樣な希望がございました、是は自分一個の希望であると云ふことを附け加へられてございます、大體斯樣なことでございましたが、尙ほ討論に移りまして採決を致しました結果、全會一致を以て本案を可決いたすと云ふことになりました、此段御報告いたします。

○副議長(侯爵黑田長成君)　本案の第二讀會を開くや否やの決を採ります、本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○副議長(侯爵黑田長成君)　過半數と認めます。

○伯爵正親町實正君　直ちに第二讀會を開かれむことを希望します。

○子爵青木信光君　贊成。

○副議長(侯爵黑田長成君)　直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます

○副議長(侯爵黑田長成君)　直ちに第二讀會を開いて全部を問題に供します、原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます

○伯爵正親町實正君　直ちに第三讀會を開かれんことを希望いたします。

○男爵高木兼寛君　贊成。

○副議長(侯爵黑田長成君)　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます

○副議長(侯爵黑田長成君)　直ちに第三讀會を開き

ます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（侯爵黑田長成君）　御異議ないと認めます

○副議長（侯爵黑田長成君）　日程第五、海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月二十二日

右特別委員長　伯爵柳原義光

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵柳原義光君演壇に登る〕

○伯爵柳原義光君　唯今議題になつて居りまする法律案の委員會の經過並に結果を簡單に御報道申します、此委員會は去る二十二日午後に開きまして、正副委員長の選擧を行ひ、引續いて會議を開きました、極めて簡單なる數箇の質問がございまして、政府委員が、之に答へられたゞけでございまして極めて內容は簡單なものでありまするが故に、會議の時間も約三十分位で直ちに全會一致を以て可決を致した次第でございます、此案は御存じの通り海軍採炭所と云ふものは明治四十年より特別會計になつて居るものでございまして、其運轉資本として十萬圓を持つて居つたのであります、然る所其後採炭の業務が段々發達いたしまして、其經費に於きましても、今日は當初の豫算から見まするど、約三倍以上にも上つて居るやうな事情でございまするが故に、此運轉資本の十萬圓で之を經理いたして行くと云ふことは頗る困難になつて居るのであります、故に海軍が採炭所より買ひまする所の其代金の前拂を致すと云ふことになりますれば、其經理の方法が極めて圓滑になりまするから、其途を開きたいと云ふのが、政府が本案を提出せられたる所の精神なのでございます、前申す如く全會一致を以て委員會は可決いたした次第でございます、尙ほ唯今申述べまする如く極めて此案は明白な案でございまするから、讀會省略を以て可決あらむことを、切に希望いたす次第であります

○男爵伊東義五郎君　讀會省略に贊成。

○伯爵吉井幸藏君　贊成。

○男爵高木兼寬君　贊成。

○淺田德則君　贊成。

○田中源太郎君　贊成。

○子爵京極高備君　贊成。

○伯爵正親町實正君　贊成。

○鈴木摠兵衞君　贊成。

○子爵八條隆正君　贊成。

○子爵野村益三君　贊成。

〔其他「贊成」と呼ふ者あり〕

○副議長（侯爵黑田長成君）　讀會省略の動議には定規の贊成がございました、讀會省略に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○副議長（侯爵黑田長成君）　三分の二以上と認めます、讀會は省略せられました。

○副議長（侯爵黑田長成君）　原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（侯爵黑田長成君）　御異議ないと認めます

○副議長（侯爵黑田長成君）　諸君に御諮りを致しますが日程第六、第七は合せて委員長の報告を煩はし且つ一括して問題に供して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（侯爵黑田長成君）　御異議ないと認めます

○副議長（侯爵黑田長成君）　第六、東京市區改正條例中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第七、京都市又は大阪市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

東京市區改正條例中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月二十三日

右特別委員長　侯爵花山院親家

貴族院議長公爵德川家達殿

京都市又は大阪市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月二十三日

右特別委員長　侯爵花山院親家

貴族院議長公爵德川家達殿

〔侯爵花山院親家君演壇に登る〕

○侯爵花山院親家君　東京市區改正條例中改正法律案外一件の委員會の經過並に結果を御報告を申上げます、此委員會は二回開會いたしまして、政府當局者よりも詳細なる御說明がありました、此改正案の趣旨を申上げますれば從來東京市の市區改正の設計及び其事業は東京市內のみに限られて居つたのでございます、然るに近來東京、京都、大阪の大都市に於きましては人口著しく增加を來しまして、又市外は急激なる膨脹をなしつゝある有樣であるのでございます、從つて大都市並に之に接續したる所の町村と連絡を計りまして或る統一をなし、さうして相互の利益を增進せしめたい、即ち道路のことであるとか、或は上水下水であるとか、或は病院公園の如き事業に對しまして、其附近の町村にも此計畫を及ぼさしむると云ふことであります、尙ほ是は單り東京市のみならず、京都市或は大阪市の市區改正に當りましても、此法律案を適用せしめたい、斯う云ふのでございます。

〔議長公爵德川家達君議長席に復す〕

委員會に於きましては御質問もございまして、段々政府委員と應答を重ねたのでございます、今其質問の主もなるものを二三申上げます、衆議院に於て此日程第七の分に修正を加へられたのでございます、此內務大臣に於て指定したる市と云ふ其市はどの位までの範圍の市であるか、斯う云ふ御質問がありました、之に對して政府は凡そ人口三十萬人以上の市に止めて、此の改正案の目的として餘り小さい市には之れを及ぼさない、斯う云ふ答でございました、又市區改正をなすに當りまして、其の接續町村が費用を負擔すると云ふことが非常に困難な町村がありはせぬか、斯う云ふ質問でございました、之れに對しては程度問題であつて、且つ關係町村の意見も聽き又其の組織の中にも是等の人を加へるのであるから左程心配はないものと信ずる、斯う云ふ答でございました、それから市區改正委員會の組織はどう云ふ風になされるかと云ふ質問に對しましては從來東京市の市區改正委員會と同じやうな組織にしてさうして、其大綱は東京に於て議定をし細目に涉つては常議委員と云ふものを置いて是が熟議をすると云ふ考を有つて居る、斯う云ふ御答でございました、又委員外の一人の方より御質問がございまして、是は東京市區改正土地建物處分規則は憲法發布前の法律であつて誠に時代に適應して居らぬ、且つ市區改正に當つて土地を處分する場合には土地收用法に據らずして其賠償は同じ系統の人である內務大臣の裁定を仰ぐと云ふことになつて居るが是は如何なものであるか、將來之に付て御改正の御意思はないのであるか、斯う云ふ質問がございました、之に付きましては政府委員より市區改正の事業と云ふものは敏活且つ迅速に行はなければならぬものであるからして或は審査會に掛けるとか、或は裁判所に持つて行くとか云ふやうなことはなか〳〵手數を要するのである、且つ此法律發布以來既に三十年になるけれども左したる齟齬もなくして過ぎ來つたのであるから、今の所では差支ないものと認める、斯う云ふことでございました、尙ほ將來に於て土地經營法案と云ふやうなものでも作つて是等のことも處理したいと云ふ考は有つて居る、斯う云ふ御答辯でございました委員會に於きましては全會一致を以て可決すべきものであると議了した次第であります、此段御報告申上げます。

○議長（公爵德川家達君）　本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○男爵石黑忠悳君　直ちに第二讀會を開かれんことを望みます。

○男爵高木兼寬君　贊成。

○子爵松平乘長君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第二讀會を開くべしとする動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないものと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに兩案の第二讀會を開きます、兩案全部を問題に供します、兩案全部原案に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○男爵石黑忠悳君　直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○伯爵柳原義光君　賛成。

〔「其他賛成」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　直ちに兩案の第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　兩案とも第二讀會の決議通りで御異存ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第八、大正四年度歳入歳出總決算、大正四年度各特別會計歳入歳出決算報告並決議案（三件）會議、委員長報告。

大正四年度歳入歳出總決算並大正四年度各特別會計歳入歳出決算及既往年度檢査未確定金額の檢査確定したるものを審査するに

第一

大正四年度各特別會計歳入歳出決算文部省所管學校及圖書館歳入經常部第一款學校及圖書館第三項諸收入中東京美術學校に於て收入に至らさる件

同上歳出經常部第一款學校及圖書館第二項校館費中東京美術學校の支出に係るもの二件及歳出臨時部第一款設備費第一項器具機械圖書及標本費中同校の支出に係る件

製鐵所に於て船舶の保管に關し料金の協定宜しきを得さる件

右は別紙決議案の通とす

第二

大正四年度各特別會計歳入歳出決算內務省所管朝鮮總督府歳出臨時部第九款鐵道建設及改良費第二項改良費中朝鮮總督府鐵道局の支出に係る件

大正四年度各特別會計歳入歳出決算內務省所管臺灣總督府歳出臨時部第一款特別事業費第一項水利事業費中臺灣總督府土木局の支出に係る件

大正四年度各特別會計歳入歳出決算內務省所管臺灣官設鐵道用品資金歳出第一款鐵道用品費第一項鐵道用品費中臺灣總督府鐵道部の支出に係る件

大正四年度各特別會計歳入歳出決算大藏省所管帝國鐵道資本勘定歳出第一款鐵道建設及改良費第一項建設費中鐵道院の支出に係る件

大正四年度各特別會計歳入歳出決算農商務省所管製鐵所歳出第一款製鐵所作業費第三項材料素品費中製鐵所の支出に係る件

大正三年度各特別會計歳入歳出決算內務省所管臺灣總督府歳出臨時部第一款特別事業費第一項水利事業費中臺灣總督府土木局の支出に係る件及同府阿緱廳の支出に係る件

大正三年度各特別會計歳入歳出決算大藏省所管帝國鐵道資本勘定歳出第一款鐵道建設及改良費第一項建設費中鐵道院の支出に係る件

大正三年度各特別會計歳入歳出決算文部省所管東北帝國大學歳出經常部第一款東北帝國大學第二項校費中東北帝國大學の支出に係る件

右は政府の措置穩當を闕くものと認む

第三

大正四年度歳入歳出總決算歳入經常部第一款租稅第一項地租第二項所得稅第三項營業稅第六項鑛業稅、第四款雜收入第一項免許及手數料第三項辨償及違約金、第五項雜入中小樽稅務署に於て收入濟額に編入せさりしもの七件、第一款租稅第二項所得稅中神田橋稅務署、函館稅務署、北稅務署及橫濱稅務署に於て徵收不足に屬するもの四件、伊丹稅務署、福岡稅務署、神田橋稅務署、廣島稅務署、姬路稅務署、山形稅務署及高松稅務署に於て徵收過に屬するもの七件、同上第二項所得稅、第三項營業稅、第四款雜收入第一項免許及手數料中橫濱稅務署に於て收入濟額に編入せさりしもの三件、第一款租稅第三項營業稅中丸龜外十一稅務署、德島稅務署、長崎稅務署、函館稅務署、沼津稅務署、神田橋稅務署、佐賀稅務署に於て徵收不足に屬するもの七件、神田橋稅務署、京橋稅務署に於て徵收過に屬するもの三件、同上第八項酒稅中鹿兒島稅務署に於て不納缺損となりたるもの二件

大正四年度歳入歳出總決算歳出經常部內務省所管第七款北海道廳第二項廳費中北海道廳釧路支廳の支出に係る件

大正四年度歳入歳出總決算歳出經常部大藏省所管第十五款諸拂戾及缺損補塡金第一項諸拂戾金中名古屋稅務監督局の支出に係る件

大正四年度歳入歳出總決算歳出經常部海軍省所管第二款軍事費第八造船造兵及修理費中海軍造兵廠の支出に係る件

大正四年度歳入歳出總決算歳出臨時部內務省所管第二款治水事業費第二項河川費中內務省東京土木出張所の支出に係る件

大正四年度歳入歳出總決算歳出臨時部農商務省所管第四款國有林野經營費第二項事業費中東京大林區署の支出に係る件

大正四年度各特別會計歳入歳出決算內務省所管朝鮮總督府歳出經常部第十一款遞信費第三項海事費中朝鮮總督府遞信局の支出に係る件

大正四年度各特別會計歳入歳出決算內務省所管樺太廳歳出經常部第二款樺太廳第六項現業費中樺太廳の支出に係る件

大正四年度各特別會計歳入歳出決算大藏省所管帝國鐵道收益勘定歳入第一款鐵道作業收入第一項運輸收入中鐵道院に於て違約金を徵收せさる件、同上歳出第一款鐵道作業費第一項事業費中鐵道院の支出に係る件

大正二年度歳入歳出總決算歳入經常部第一款租稅第二項所得稅中兩國橋稅務署に於て徵收不足に屬する件

大正二年度歳入歳出總決算歳出臨時部農商務省所管第四款國有林野經營費第二項事業費中大阪大林區署の支出に係る件

大正三年度歳入歳出總決算歳入經常部第一款租稅第二項所得稅中神田橋稅務署に於て徵收不足に屬する件、同上第三項營業稅中品川稅務署に於て徵收不足に屬する件

大正三年度歳入歳出總決算歳出經常部大藏省所管第十五款諸拂戾及缺損補塡金第一項諸拂戾金中名古屋稅務監督局の支出に係る件

大正三年度歳入歳出總決算歳出臨時部農商務省所管第四款國有林野經營費第二項事業費中鹿兒島大林區署の支出に係る件

右は政府に對し將來の注意を促すへきものと認む

第四

其の他異議なし

右及報告候也

大正七年三月二十三日

決算委員長　公爵德川慶久

貴族院議長公爵德川家達殿

〔公爵德川慶久君演壇に登る〕

○公爵德川慶久君　唯今より議題になつて居ります大正四年度の決算の委員會の御報告を申上げます、委員會は一同開會いたしまして、直ちに之を分科會に移しましてございます、各分科會では數回に亙つて審議をせられまして、最後の委員會に於て之を報告せられました、而して各主査の報告通りに全部決定を致した次第でございます、是より決算の內容に付て少しく委員會の模樣を申上げたいと思ひます、大正四年度は御承知の如く豫算不成立になりました事でございまして、隨つて前年度の豫算を踏襲したことになつて居ります、而して又行政整理などを實際施行した結果、此決算書中に現れて居りまする豫算と實際施行した豫算とは大分相違がございまする、隨つて決算書類中の豫算と、決算とは實際の歳計の狀況を十分に現して居りませぬ、此點は特に一言申上げて置きます、尙ほ數字に亙つては無論書類に出て居ることでございまするが、大體を茲に申述べるに止めて置きまする、即ち經常臨時合せて歳入が七億八百餘萬圓でございます、それから經常臨時の歳出が五億八千三百餘萬圓でございます、其差引が一億二千五百餘萬圓、即ち剩餘になつて居る譯であります、併し大正四年度より大正五年度に亙りまして、繰越した事業費などを擧げますと、約四千萬圓を控除いたしますると剩餘額が約八千四百萬圓になつて居ります、其他細かい數字に亙りましては、茲に一切申上げることを避けます、直ちに委員會の審査の模樣を申上げやうと思ひます、委員會が不當決議案を御承知の如く三件いたして居ります、第二に政府の措置穩當を缺くものと認むと云ふものが六件ございます、第三に政府に對して將來の注意を促したものが二十一件ございまする、此中には既往年度即ち大正二年度の分が二件と、大正三年度の分が三件含まれて居ります、此不當決議案は委員會に於て最も重きを爲したものでございまするから、此點に付ては少し申述べて置く方が宜からうと考へます、第一の決議案は農商務省所管製鐵所に關するものでございます。

決議案

貴族院は製鐵所に於て其の所有汽船汐首丸を日本郵船株式會社に惠山丸及影島丸を合資會社松昌洋行に保管を委託し之か使用に對し貸付料を協定すること其の宜しきを得す國庫に巨額の損失を來したるは不當の措置なりと議決す

是は周知の事實でございますから、茲に御說明申上げる必要もないかと考へますが、唯事實だけを申上げて置かうと思ひます、即ち此三隻は海軍省より製鐵所に保管轉換を致しまして、製鐵所は初めに影島丸及び汐首丸を日本郵船會社に保管委託を致しました、惠山丸は三井物產合名會社に保管を委託を致しました、それから後に四十五年に海運界が非常に好況を呈しました時に、約倍額に此料金を値上げを致して居ります、其後に此大正二年に至りまして、松昌洋行に更に保管を移した次第であります、其所で此三隻に對しまする契約關係は非常に複雜でございまして、茲に申上げる必要もないと考へますが、要するに大正五年一月以降の貸付料を見ますると重量一噸一月當りが約九十四錢と云ふことになつて居りまして、時局の爲に、非常に暴騰した一般の傭船料と比較いたしまするとふと、低廉であることは明瞭であります、政府に於ても此低廉であると云ふ點は十分に認められたのでありますが、併し時の事情已むを得なかつた點、其外いろ〱の點を擧げて辯明をされて居られまするけれども、委員會に於ては是等は官有財產の保管に關して、貸付料の協定宜しきを得ない爲に、國庫に損失を來たしたものであると云ふ理由を以ちまして不當決議をしたやうな次第でございます、それから次に第二の決議案は美術學校に關するものでございます。

決議案

貴族院は大正四年度各特別會計歲入歲出決算文部省所管歲出經常部第一款學校及圖書館第二項校館費中東京美術學校の支出に係る華族會館外十二箇所より委託を受けたる製作物品の材料品購入代及職工人夫賃等金三萬八千八百六圓四十四錢「モデル」傭入料及乘車賃並物箱外十種の代價並運搬賃等金二千百六十六圓九十八錢同上歲出臨時部第一款設備費第一項器具機械圖書及標本費中同校の支出に係る石版石研磨機械購入代金四百五十五圓は支出の證明事實に反し現金の取扱法規に背くもの多き等其措置不當なりと議決す

其措置不當なりと決議す」是は內容を御說明する程のこともなからうと考へます、唯今朗讀いたしました通りでございます、第三は矢張り是も東京美術學校に關するものでございます。

決議案

貴族院は大正四年度各特別會計歲入歲出決算文部省所管經常部第一款學校及圖書館第三諸收入中東京美術學校に於て收入に至らさるもの即銅像臺坐石及周圍石垣工事金七千五百圓銀花感器製作金三千圓菓子器插花製作及圖案料金二百八十九圓は孰も學校の名義を以て製作の契約を爲したるものなるに拘らす本項歲入として徵收すへき手續を爲ささりしは不當の措置なりと議決す

是も唯今述べました通りでございまして、別に說明する必要もないと考へます、それから第二に政府の措置穩當を闕くものと認めたものは六件ございますが、是は相當に委員會に於て注意した點でございますから極く簡單に其題目だけを申上げるに止めて置きます、第一は朝鮮總督府鐵道局の支出に係る三十五萬餘圓であります、是は朝鮮の起業株式會社から鐵道用地として買收したる釜山鎭埋立地の八萬餘坪の買收價額の算定に關するものでございます、第二は臺灣總督府土木局の支出に係る所の三十三萬八千餘圓でございます、是は二層行溪埤圳工事が、工事施行に際して適當の注意を缺いたが爲に損失を來たしたと云ふ點でございます、是は前年度即ち大正三年度に於て九十九萬五千圓の不當支出がございます、それから第三と致しましては、臺灣總督府鐵道部の支出に係る三萬四千餘圓でございます、是は賀田某と石炭の採掘契約を致しました時に、歲出歲入を混同した件でございます、それから第四に鐵道院の支出に係る十一萬四千餘圓でございます、是れは北海道の湧別線中留邊蘂社名淵間の鐵道建設に付て、當初の計畫が宜しきを得なかつた爲に、工費の損失を來したものでございます、是れは既往年度に於いて詰り大正三年度に於て、十五萬餘圓の不當支出がございます、それから第五は製鐵所の支出に係る七千八百餘圓、是れは鑛石の購入に方つて、規格に反せる劣等品に對して契約價額を支拂つたと云ふ件でございます、第六は東北帝國大學の支出に係る四百三十餘圓でございます、是は東北大學事務官某が、虛僞の支拂を爲したる件でございます、大體政府の措置穩當を闕くと認めましたものは唯今申上げました六件でございます、それから第三に政府に對して將來の注意を促すべきものと定めるものが二十一件ございます、是は非常に澤山ございまして、細かい事件でございますから、是は一切申上げることを避けます、其他の部分に付ては總て政府の處置を穩當又は正當なるものと認めた次第で、異議なしと決定いたした次第でございます、最後に決算委員會に於きまして、委員長より注意又は希望のやうなことが出ましたから其點を少しばかり御紹介いたして置かうと考へます、第一に特別會計に於ては特に決算中に不都合なる點が多いやうである、政府に於ては此點に付てどう考へて居られるかと云ふことでございますが、之に對して總理大臣は、特別會計は特別會計の理由があるのであるからして一概に之を言ふことは出來ないけれども、此不都合な點が多いと云ふことに付ては、將來十分に戒飭をし、注意を怠らぬと云ふことを答へられて居ります、それから第二に政府の會計檢查院に對する辯明と云ふものは、殆ど強辯に近いやうな種類のものが時々あるやうである、何卒虛心坦懷に答辯せられてはどうであるかと云ふやうなことでありました、是は大藏大臣は十分將來其趣旨に副ふやうにしやうと云ふ唯答辯でございます、それから第三の點は兩院即ち貴族院、衆議院が不當の決議をした場合は政府は如何なる處置を執られるかと云ふ質問でございました、是は大藏大臣から答へられたのでありますが、無論兩院の院議を尊重することは、政治上の德義であると考へて居るけれども場合に依つてはさうすることは出來ぬ、或は飽くまで政府の說を主張するかも知らぬと云ふことでございました、第四は決算年度の繰上をなすことで……是なすことに付ての政府の所見を求められました、是は政府として殆ど今日不可能であらうと考へる、併し尙ほ研究を試みて見るが、殆ど不可能であらうと云ふ返事であります、第五は決算提出の時期が每も遲れるのであるが、是は成るべく議會の開會の劈頭に提出せられたいと云ふ希望であります、政府の答辯としましては、人員の不足の爲に、詰り豫算決算を同一人で扱つて居る爲に早くすることが出來ないが、成るべく希望に副ふやうにしやうと云ふことでございました、大體斯樣な內容を以ちまして報告いたしました通り委員會に於ては議決いたした次第であります、此段御報告を申上げます。

○山脇玄君　委員長にちよつと伺ひたいのでございます、唯今の希望と云ふ箇條の中の第三點であると思ひます、貴衆兩院で決算に對して不當決議をした場合の當局の御考でございますな、それは何でございますか、是は大藏大臣の答辯では總て貴衆兩院の決算に對する決議は重んずるが、何れの場合でも其決議通りに從ふ譯には行かないと云ふのは、其不當の議決の中には二通あらうと思ふのであります、例へて見ると會計規則に依つて取扱をしたが、併し其取扱が不當である十分でないと云ふ場合には、唯今承はりました所でも、文部省の美術學校の支出の所などは、會計の法規に背いて居る、即ちすべきことをしない、例へて見ますると云ふと、當然入札に附すべきものを附せなかつた、是れは明かに法律に反した場合が必要であらうと思ひます、此二つの場合を區別して見なければならぬと思ふ、其手續をして居るのが不十分であるが故に、其時の場合は行政廳と我々の意見の反することがあらうと思ふ、併しながら會計規則の中のどれかに違反した、法律に明かに背いた場合でありますと、どうしても行政官にしろ我々の意見を尊重しなければならぬ、さう云ふ場合の決議には自ら區別が二通りあらうと思ふ、單純な不當議決と違法議決との二通りあらうと思ふ、そこで當局の之に對する見込を區別して見たいと思ふのでありますが、其邊の所は委員長の方で區別をして當局が答へられたやうに御認めでありますか、如何でありますか。

○公爵德川慶久君　唯今山脇君の御尋ねに御答を致しまするが、實は當日の速記錄は此忙がしい時期で出來て居りませぬ爲に、明瞭なことを此所で申上ぐることは出來ませぬが、大體に於て大藏大臣が答へられましたことは、詰り法規の解釋に付て意見を異にした場合には飽くまで之を主張する場合があるかも知らぬと云ふやうに言はれたやうに私は今考へて居りまするが、尙ほ其點に付きましては政府に御尋ねを戴きますと明瞭にならうかと考へます、是だけ私から御答を申上げます。

○山脇玄君　大藏大臣は御出席になつて居りませぬか。

○議長（公爵德川家達君）　出て居られます。

○山脇玄君　唯今委員長に御尋ねした法律違反の場

合と純粹の不當議決の場合とに對しての、當局の御意見を承はりたい。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君)　御答を申上げまするが、決算委員會に於て私より申上げました事柄は院議に於て不當と致される場合には、大體に於ては政府と致して成るべく院議を重んずるを以て常道と致すことである、併ながら法令に於て明かに違反して居るやうなことでありますれば別でありまするが、其解釋其他に於きまして、政府に於て相當と認めるやうなことでありまする場合が、具體的にありました場合には特別な、具體的の問題に付きましては、必しも院議に服從すると云ふ譯に行かないことがあるかも知れぬ、斯樣に私は御答を致したのであります、此事を申上げますれば山脇君の唯今の御問は御分りになつて下さることであらうと考へます。

○山脇玄君　大藏大臣に尙ほ一言確めて置きたい、唯今の御答辯に依りますると、極く明白に法規に違背した場合は院議に從ふと斯う云ふ御見込、それから法律の解釋に付て甲とも解釋が出來、乙とも解釋の出來るやうな場合には、時としては從はぬことがあるかも知れぬ、斯う云ふ御意見と見て宜しうございますか。

〔國務大臣勝田主計君演壇に登る〕

○國務大臣(勝田主計君)　御答を致しまするが、政府は强ひて法令を無理に解釋を致しまして、さうして政府の爲したることを、之を飽くまで辯護しやうと云ふやうな左樣な考は持つて居りませぬ極めて虛心坦懷に法令の精神を能く硏究を致しまして、其法令の精神に依て尙ほ政府の爲しましたことが法令に違反せないと云ふ、斯う云ふ場合には假令之に付きまして反對の論がありましても、政府は其意見を支持する場合がありまする斯樣に申したのであります

○議長(公爵德川家達君)　諸君に御諮りを致します唯今決算委員長の報告せられました問題を、束ねて問題に供して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異存ないと認めます、決算委員長の報告に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長(公爵德川家達君)　過半數と認めます。

○議長(公爵德川家達君)　日程第九、郡制中改正法律案、衆議院提出、第一讀會の續、委員長報告。

郡制中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月二十三日

右特別委員長　服部一三

貴族院議長公爵德川家達殿

〔服部一三君演壇に登る〕

○服部一三君　郡制中改正法律案に付きまして特別委員會の經過を御報告申上げます、此案の趣旨は郡制中に間々弊害を起す所の虞ある箇條がありまするで、其點を改正して、さうして弊が生じないやうにしやうと云ふのであります、で府縣制に於きましては既に御承知の通りに、前に是等の弊害の起らうと云ふ虞がある點に付きましては改正を加へてありますが、郡制の方は其儘になつて今日まで來つたのでありますで、それを改正をしやうと云ふのでありまする、此改正になりまする一二の箇條を申しまするど、唯今の儘でありますると云ふと、郡會議長は恣に會議を閉ぢ、又は會議を開かないこともある虞があるのであります、それで此度の改正に付きましては、議員定員半數以上の請求があるときには、議長は是非其日に會議を開かなくてはならない、又それでも議長が開かなければ副議長に開かせる、副議長も亦差支がある場合には、即ち假議長を選んでさせると云ふやうになるのであります、又閉會の點に付きましても、前申したやうな手續を以て開きました會議に於きましては、又議員から異議の申立がありました場合に於きましても、議長は會議の決議を經なくては、決議に依らなくては會を閉ぢ又中止すると云ふことが出來ないやうにしやうと云ふのであります、又參事會員の選擧に付きましても、今日までの所でありますると云ふと、無論無記名單記投票と云ふことが原則になつて居りまするけれども、會議の決議に依りますれば指名推薦、又は連名投票と云ふことも出來るやうになつて居ります、さう云ふ事になりますると云ふと自然一黨一派に偏したやうに其方の者ばかりが參事會に出ると云ふやうな虞があるのでありまするで、それで此度の改正に於きましては連名投票、指名推選とか云ふやうなことは一切許さないことに致してあります、其他の改正も總て此弊を除くと云ふ趣旨を以て改正を加へてございます、それで特別委員會に於きましては質問應答を重ねました末、一の反對論も出ませず、全會一致を以て原案を可決いたしました、此段御報告申上げます

○阪本釤之助君　特別委員長に御伺ひ致したいのでございますが、本員は郡制其ものが、贅物であると云ふ事を信ずるのであります、郡制其ものは廢めて仕舞つた方か却つて宜いと云ふ事を常に信じて居るものでありますが、郡制あるが故に斯の如き改正をせねばならぬ、誠に今度の改正案は些細の事でありまして、郡會の中では成るほど重大問題でありますが、郡制を廢して仕舞へば宜い、誠に詰らない改正である、此郡制の廢止と云ふやうなことに觸れては委員會では餘り御質問はなかつたか、郡制全廢と云ふやうなことに付て應答でもありましたならば伺ひたいと思ひます。

○服部一三君　御答いたします、特別委員會に於ては郡制廢止と云ふやうなことに付きましては何も論はなかつたのであります。

○議長(公爵德川家達君)　本案の第二讀會を開くに御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○服部一三君　直ちに第二讀會を開かれむことを希望いたします。

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○伯爵柳原義光君　贊成。

○議長(公爵德川家達君)　直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　直ちに第二讀會を開きます、全部を問題に供します……全部原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○服部一三君　直ちに第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○男爵高木兼寬君　贊成。

○議長(公爵德川家達君)　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　直ちに第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　日程第十、神祇尊崇に關する建議案、伯爵柳原義光君外五名發議、會議。

〔河井書記官朗讀〕

神祇尊崇に關する建議案

右貴族院規則第六十四條に依り提出候也

大正七年三月二十二日

發議者

伯爵柳原義光	子爵青木信光
男爵高木兼寬	江木千之
谷森眞男	石渡敏一

贊成者

公爵德川慶久	侯爵黑田長成
伯爵正親町實正	伯爵柳澤保惠
伯爵川村鐵太郎	伯爵奧平昌恭
伯爵林博太郎	伯爵松平賴壽
伯爵島津忠麿	男爵小澤武雄
子爵平田東助	子爵大宮以季
子爵松平乘承	子爵青山幸宜
子爵山口弘達	子爵大田原一清
子爵松平康民	子爵樋口誠康
子爵稻垣太祥	子爵毛利高範
子爵三島彌太郎	子爵東坊城德長
子爵松平直平	子爵松平直德
子爵冷泉爲勇	子爵牧野忠篤
子爵酒井忠亮	子爵永井尙敏
子爵伊集院兼知	子爵堀河護麿
子爵細川立興	子爵前田利定
子爵櫛笥隆督	子爵井上匡四郎
子爵榎本武憲	子爵京極高備
子爵京極高義	子爵今城定政
子爵水野直	子爵吉田淸風
子爵大給近孝	子爵本多忠鋒
子爵豐岡圭資	子爵秋月種英
子爵伊東祐弘	子爵片桐貞央
子爵八條隆正	子爵小笠原勁一
子爵板倉勝憲	淺田德則
小野田元凞	平山成信
男爵石黑忠悳	高崎親章
男爵中川興長	男爵沖原光孚

男爵村上敬次郎　荒川義太郎
男爵北島齊孝　男爵宇佐川一正
石塚英藏　男爵坂本俊篤
男爵名和長憲　男爵西紳六郎
男爵武井守正　男爵内田正敏
男爵肝付兼行　男爵山内長人
男爵梨羽時起　荒井賢太郎
男爵新田忠純　男爵南岩倉具威
男爵伊東義五郎　男爵山内豐政
男爵青山元　男爵若王子文健
男爵千秋季隆　男爵北大路實信
男爵眞田幸世　男爵安場末喜
男爵坪井九八郎　男爵伊丹春雄
男爵島津長丸　男爵神山郡昭
男爵楠本正敏　男爵本多政以
男爵清水資治　男爵黑田長和
男爵安藤直雄　男爵佐竹義準
男爵二條正麿　男爵藤堂高成
男爵辻太郎　男爵東鄉安
三宅秀　湯地定基
馬屋原彰　原保太郎
藤田四郎　石黑五十二
仁尾惟茂　加太邦憲
杉田定一　下條正雄
伊澤多喜男　高橋作衞
西久保弘道　桑田熊藏
麻生太吉　木村誓太郎
江原芳平　依田仙右衛門
星島謹一郎　松尾寛吉
美馬儀一郎　橋本辰二郎
上松泰造　日高榮太郎
西川甚五郎　安田善三郎
細[illegible]平[illegible]　木本源吉
福島文右衛門　鈴木周三郎
高崎三重郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

神祇尊崇に關する建議

敬神崇祖は我國民性の要素にして皇國國體の基址たり之に關する國家の施設は上世以降歷次の變遷を經て現時内務省に神社局を設け事に當らしむと雖其の規模小にして經理する所亦遺憾尠しとせす今次歐洲の戰亂は振古未曾有の大變にして其の及ほす所の影響測り知るへからす隨て精神的施設の急要措くへからさるもの頗る多くして就中敬神崇祖の美風を振作すること極めて緊切なりとす政府は神祇尊崇に關する施設を整備し以て前陳の目的を達せられむことを望む

右建議す

「谷森眞男君演壇に登る」

○谷森眞男君　唯今議題に上りました所の神祇尊崇に關する建議案提出者の一人と致しまして、本案の趣旨を簡單に申述べやうと思ひます、敬神崇祖と云ふことは我が國民性の要素でありまして、皇國の國體の基であります、此を以ちまして國の肇めより致して朝廷は祭神の典を尊重せられたことであります國民も亦神祇を崇敬いたして居りましたことでございます、大化大寶の御代になりまして百般の制度、官制等を隋唐の制に倣ひまして制定せらるるの時に方りましても、尙ほ且つ神祇官と云ふものを以て太政官の八省の上位に置かれたことでありまして、儼として國風を維持せられたことであります、降つて數次の變遷、戰亂等を經まして武人政を執るの時に方りましても、常に神祇を尊崇するを以て施政の方針としたことでありました、而して上下に亘り、古今に通じて神祇尊崇の國風と云ふものは一貫して居りますことは、之を以ても證せらるることであります、明治維新の初めに方りまして神祇官を置かれましたが、暫くして神祇省と……教部省となり、數次の變遷を經まして僅に内務省に社寺の一局を設けて宗教と併せて神社行政を掌ることになりましたが、日清戰役の後國民の自覺漸く堅く、敬神の風再び興るに及びまして、第九議會に方りまして本院及衆議院に於て神祇に關する官衙設備の建議と云ふものを提出せられました、政府は此建議に基きまして神社局を特に設けまして、之を内務省の各局の首班に置いて宗教行政と區別せられたことでありまする、然れどもです、其規模尙ほ狹小にして隨つて又其施設も亦振はないことであります、誠に其局たるものは小なものでありまして、一向神社の行政を統一すると云ふやうな體もない今日の有樣であります、然るに今次の歐洲の戰亂は振古未曾有の大變でありまする其形以上、以下に及ぼす、影響と云ふものは測り知るべからざるものがあるのであります、隨つて精神的の施設の急要にして措くべからざるものは頗る多くあります、中に就て神を敬ひ、祖を尊ぶの美風と云ふものを振ひ起すことが極めて緊切なるの時でありまする、然るに神祇の事務を管掌する官省の有樣が今日のやうなことでありますのは誠に遺憾に堪へざる所であります、政府は速に是が改正を施して其規模を擴張し、其位置を上ほせ祭典に關する祭禮の規定、神社の敬儀、神宮神職の養成監督等神祇に關する諸般の事務に當らしめて、而して神社行政の統一並に振張をせらるることを切に望むと云ふ趣意で本案を提出いたしたことであります、諸君御贊成を願ひます。

○山脇玄君　當局大臣はどなたでありますか、文部大臣でありますか内務大臣でありますか、幸ひ御臨席でありますが、現今の有樣及此案に對しての御考を承はりたい。

○議長（公爵徳川家達君）　山脇君は内務大臣に質疑をせられたのでありますか。

○山脇玄君　内務大臣も文部大臣も幸ひに御出ましになつて居られますから、どちらの大臣でも宜しうございます。

「國務大臣岡田良平君演壇に登る」

○國務大臣（岡田良平君）　唯今の山脇君の御尋ねは内務大臣から御答した方が宜からうと思ひます、暫く御待ちを願ひます。

○阪本釤之助君　發議者に少し御質問いたしたうございます、宜しうございますか。

○議長（公爵徳川家達君）　今内務大臣が出席がございませぬから、出席を要求して居りますから、其間に阪本君の發議者に對する質疑を御許し申します。

○阪本釤之助君　此建議案を一讀いたしますると、其文中「現時内務省に神社局を設け事に當らしむると雖其規模小にして經理する所亦遺憾尠しとせす」と結文に至りまして「政府は神祇尊崇に關する施設を整備し以て前陳の目的を達せられむことを望む」とあります、之を對照いたしますると、内務省内の神社局では飽き足らぬ、政府は神祇尊崇に關する設備を整備せよとあるのでありますから、さうすると矢張り神祇官でも復興いたして神祇の事を掌る一官衙を置いて吳れと云ふ要求であると認めて宜しいのでありますか、本員等の見まする所では、御一新の際には祭政一致とか申して國の政治と祭とは一致であるのが日本の國體であると云ふことを唱へて、祭と政治と並び行はれる主義を取つたのでありますけれども、段々世の中の變遷に連れ海外の文物に接して見ると祭と政治とは分離するのが當然であると云ふことは一般の認めて異論なき所で、今日の有樣になつて居りますが、此建議の趣旨を擴充いたしますと祭政一致と云ふ古に復りたいと云ふ意味を含んで居るやうにも考へられますが、左樣なことでありますか、それで第一に御尋ねした神社局ではいけぬから一官衙を設けて吳れと云ふ意味と解釋いたして宜しいのでありますか、それを伺ひます。

○江木千之君　提出者の一人として唯今の御質問に御答を致しまするが本案の趣意は決して此從前の神祇官の如きものを置くの精神では更にないのであります、又決して此官衙を内閣に移すと云ふやうなことの問題は含んで居らぬのであります、唯今の神社局なるものは誠に規模が小にして其施設も甚だ振はぬのであります、此位置を相當に昇して、又經費を增して人員を殖やし、神社に關する施設を擴張しやうと云ふのが趣意であります、尙又其趣意は祭政一致に復るのではないかと云ふ唯今の御質問と承はりましたが、祭政一致は今日既に我が國體に於て然らざるを得ぬので、現に政府も祭政一致を實行せられて居るのであります、それは御政事始のときの事から御考へになれば能く御分りになることと思ひますが、或は政教一致にする趣意ではないかと云ふ御質問の御趣意かとも考へますが、決して政教一致にする趣意ではない、祭政一致は我が國體に於て固より然らざるを得ぬことと考へるのであります、それだけを御答を致します。

○議長（公爵徳川家達君）　山脇君に申します、内務大臣が出席せられましたから、もう一應質疑の趣意を御述べになつたら如何ですか。

○山脇玄君　此建議案の趣旨は唯今の提出者の辯明で能く分りましたが、此建議案の趣意は別に局を設けるとか省を設けるとか云ふ趣意ではなくして、唯今の内務省に在る所の局を擴大して、さうして大に祭祀の事に關する儀式とか、或は神官の資格を高めるとか、其人員を增すとか云ふ風に、盛んにやりたいと云ふことに歸著するやうでありますが、それで私の伺つて見たいのは、内務當局は今日の有樣は斯々であるから十分其趣旨を達することが出來ると云ふ御見込でありますか、建議者の趣旨を達するには

矢張り此建議の趣旨を貫徹せねば達せられぬと云ふ御見込でありますか、如何でありますか。

〔國務大臣男爵後藤新平君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵後藤新平君) 唯今の山脇君の御質問の最後の所がはつきり致しませぬ、斯う云ふ譯かああ云ふ譯かと云ふ二つの御問ひがありましたが、ちよつと明かに分りませぬからもう一應承はりたい

○山脇玄君 私の伺ひたいのは、此建議の發案者の御意見は唯今の辯明で能く分りましたが、此發案者の趣意を達するには今日の制度では達することが出來ないと云ふ御見込でありますするか其邊を伺ひたい

〔國務大臣男爵後藤新平君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵後藤新平君) 御答を致します、建議者の趣旨を達するのには現行の制度に改善を加へるの必要ありと認めて居ります。

○山脇玄君 それではまだ少し私の質問には足りませぬ、改善をすると仰しやつた譯であるが、提案者の趣意は唯今の局をずつと擴めて人員を增し、神官の養成を盛にして資格を高めるまで行かぬければならぬと云ふ趣意でありますが、其邊の御見込を伺ひたい、改善を圖らねばならぬと云ふのは神社ばかりではありませぬ、總てのものが改善を圖らねばならぬのであります。

〔國務大臣男爵後藤新平君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵後藤新平君) 言葉が意を達しなかつたか知れませぬが、建議者の希望せらるる所の通りに、改善の意義を其組織に於ても、其組織したる體の應用に於ても致さなければならぬと考へて居ります、是が改善の意義と申上げたのでありますから要するに建議者の意見と同一なる意見を持つて居る斯う云ふことであります。

○山脇玄君 もう一應御尋ねせにやどうもまだ徹底いたしませぬ、さう致しますと、當局は建議者の意見通りに速かに改善を圖ると云ふ御見込でありますか、さうせねばならぬと云ふ御考だけではない、改善を圖ると云ふのが建議案の趣意でありますが、さう云ふ御著手になる御見込がありますか如何。

〔國務大臣男爵後藤新平君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵後藤新平君) 圖りたい希望を持つて居ります、併ながら之を實行すると云ふことに付ては十分考慮を費やすことであります、必しも此事は是一つを實行するものではなくして、全體の權衡もあります、又經費の都合もあります、其邊に付ては十分なる考慮を費して建議者と意見を同じうする所の目的を達するやうに努むるのであります。

○議長(公爵德川家達君) 本建議案に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半數と認めます、明日は無論會議を開きますが、議事日程は唯今申上げ兼ねます、決定次第御通知に及びます、本日は是にて散會

午前十一時五十一分散會

○大正七年三月二十六日(火曜日)

午前十時五分開議

議事日程 第十八號

第一 諸願委員長報告

第二 大正七年度歲入歲出總豫算追加案(第二號) 會議(委員長報告)

第三 大正七年度歲入歲出總豫算追加案(第三號) 會議(委員長報告)

第四 大正六年度歲入歲出總豫算追加案(第二號) 會議(委員長報告)

第五 臨時軍事費豫算追加案(第二號) 會議(委員長報告)

第六 大正七年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第一號) 會議(委員長報告)

第七 豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件(追第二號) 會議(委員長報告)

第八 大正七年度歲入歲出總豫算追加案(第四號) 會議(委員長報告)

第九 豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件(追第三號) 會議(委員長報告)

第十 大正五年度豫備金支出の件(承諾を求むる件)(衆議院送付) 會議(委員長報告)

第十一 大正五年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件(承諾を求むる件)(衆議院送付) 會議(委員長報告)

第十二 大正五年度特別會計豫備金支出の件(承諾を求むる件)(衆議院送付) 會議(委員長報告)

第十三 大正五年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件(承諾を求むる件)(衆議院送付) 會議(委員長報告)

第十四 大正五年度大正三年臨時事件豫備費支出の件(承諾を求むる件)(衆議院送付) 會議(委員長報告)

第十五 大正五年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件(承諾を求むる件)(衆議院送付) 會議(委員長報告)

第十六 大正五年度帝國鐵道積立金支出の件(承諾を求むる件)(衆議院送付) 會議(委員長報告)

第十七 大正五年度帝國鐵道積立金外に於て豫算超過支出の件(承諾を求むる件)(衆議院送付) 會議(委員長報告)

第十八 日本興業銀行法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會の續(委員長報告)

第十九 朝鮮銀行法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會の續(委員長報告)

第二十 德山港を特別輸出入港に指定の請願 會議

第二十一 横須賀浦賀間鐵道敷設の請願 會議

第二十二 炭價調節の請願 會議

第二十三 鶴岡區裁判所狩川出張所設置の請願 會議

○議長(公爵德川家達君) 是より諸般の報告を致させます。

〔河井書記官朗讀〕

昨二十五日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

地租變更免租年期に關する法律案

有價證券割賦販賣業法案

狩獵法改正法律案

臺灣銀行法中改正法律案

海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案

東京市區改正條例中改正法律案

京都市、大阪市其の他の市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案

同日本院に於て可決したる左の衆議院提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

郡制中改正法律案

同日本院に於て可決したる神祇崇敬に關する建議は文書を以て即日之を政府に呈出せり

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

日本興業銀行法中改正法律案外一件特別委員會

委員長 伯爵松浦厚君

副委員長 石井省一郎君

大正五年度豫備金支出の件(承諾を求むる件)外七件特別委員會

委員長 磯部四郎君

副委員長 子爵唐橋在正君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

日本興業銀行法中改正法律案可決報告書

朝鮮銀行法中改正法律案可決報告書

大正五年度豫備金支出の件(承諾を求むる件)

大正五年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件(承諾を求むる件)、大正五年度特別會計豫備金支出の件(承諾を求むる件)、大正五年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件(承諾を求むる件)、大正五年、大正三年臨時事件豫備費支出の件(承諾を求むる件)大正五年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件(承諾を求むる件)大正五年度帝國鐵道積立金支出の件(承諾を求むる件)、大正五年度帝國鐵道積立金外に於て豫算超過支出の件(承諾を求むる件)、可決報告書

○議長(公爵德川家達君) 是より本日の會議を開きます、日程第一、請願委員長報告。

〔侯爵細川護立君演壇に登る〕

○侯爵細川護立君 前回に御報告を申しました以後即ち三月の八日より三月二十五日まで、委員會三回分科會十二回、文書表の報告二回、特別報告が三回請願書の受領件數が七十件三百二十二通、連署人名數が七千九十八名であります、審査の經過及び結果は第二回の報告の際に文書表に掲載いたしましたものの中に、審査未了のもの百三十六件三百六十三通及び第二回報告後、文書表に掲載いたしました件數は六十三件三百十七通、合計百九十九件六百八十通の中、院議に付すべしと議決いたしましたものが二十八件二十八通、院議に付するを要せずと議決いたしましたものが六十四件九十二通、審査未了のもの

百七件五百六十通、文書表には未だ掲載いたしませぬが、十四件十五通でございます、尙ほ此會期を通じまして全體の結果を簡單に申しますと、委員會が八回、分科會が三十四回でございます、文書表の報告九回、特別報告を七回いたして居ります、全體の受領件數が三百件八百十四通、それに連署人名數が四萬二千百三十二名でございます、右の中請願文書表に掲載いたしました件數が二百八十六件七百九十九通でありまして、此結果院議に付すべしと可決いたしましたものが四十四件四十四通、院議に付するを要せずと議決いたしましたものが百三十五件百九十五通、審査未了のものが百七件五百六十通でございます、請願文書表に未だ掲載いたしませぬものが十四件十五通であります、右は昨日の午後五時の締切であります、御報告いたします。

○議長（公爵德川家達君） 諸君に御諮りを致しますが、日程の第二より第九までの豫算案は一括して問題と致して御異存ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 議事日程第二、大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第二號）、第三、大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第三號）、第四、大正六年度歲入歲出總豫算追加案（第二號）、第五、臨時軍事費豫算追加案（第二號）、第六、大正七年度各特別會計歲入歲出豫算追加案（特第一號）、第七豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第二號）、第八、大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第四號）、第九、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第三號）、會議、委員長報告。

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す以下之に倣ふ〕

一大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第二號）
一大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第三號）
一大正六年度歲入歲出總豫算追加案（第二號）
一臨時軍事費豫算追加案（第二號）
一大正七年度各特別會計歲入歲出豫算追加案（特第一號）
一豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第二號）
一大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第四號）
一豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第三號）

右衆議院より送付したる各案を審査し衆議院議決案の通可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月二十三日

豫算委員長 淺田德則

貴族院議長公爵德川家達殿

〔淺田德則君演壇に登る〕

○淺田德則君 去ぬる二十日御附託になりましたる大正七年度歲入歲出總豫算追加第二號外七件、各案の審査の經過及び結果を御報告申上けます、豫算委員會總會は去る二十日午後開きまして大體の質問をなしました、それより分科會に移りまして二十三日午前までに審査を了しまして、同日午後更に總會を開きまして、各分科の主査の報告を受けまして、審査を結了いたしたのであります、是より日程第二より順次其要領を申上げやうと思ひます、第二號、大正七年度歲入歲出總豫算追加の金額は歲入六百七十七萬三千餘圓、歲出七百四十一萬餘圓になつて居ります、此歲入の不足いたしまする六十餘萬圓は曩に協贊を經ました大正七年度の總豫算の超過額を以て之に充てる事になつて居ります、此歲出總額の主もなる費用を茲に述べることに致します、第一が製藥用阿片の購買費、貴衆兩院議員海外派遣費の增加、樺太事業公債發行に付き是が利子及び發行費、大正六年度夏期大洪水の爲に天津に於ける帝國總領事館郵便局、陸軍諸建物の復舊費、東亞同文會及び同仁會の支那に於ける施設費の補助、澱川の流域に關する大正六年秋期出水に鑑み堤防の嵩置其他の堤防工事費、大正六年十月前後東京府外二府十二縣災害の爲に要する經費樺太廳特別會計に於ける鐵道建設費の財源に充てる支出、大正六年暴風雨の爲に東京灣函嶺要塞及び横須賀工廠建物の復舊費、物價騰貴の爲に朝鮮師團建設費の豫算の不足、物價騰貴の爲に兵器製造所新設費の豫算不足、大正六年十一月豐橋野砲兵第二十一聯隊火藥爆發に付き復舊費、元屯田兵に給する救恤金、大正六年十二月海軍造兵廠工場燒失に付き復舊費、大阪監獄移轉費の一部、京都地方裁判所の改築費、名古屋高等工業學校擴張費價格騰貴の爲の費用、第五高等學校事務教室改築費、九州帝國大學醫科大學電氣裝置費、桐生高等染織學校設備費鐵道線路及び鐵橋改築、電信電話線路の移築費、海底電信敷設線の修繕費、大正六年十一月より同七年二月までの間に火災の爲め神戶郵便局舍其他燒失に付き復舊費、是等がまあ主もなる費途でありまして此財源に充てまする爲に歲入に於て前年度の繰入金樺太事業費の爲に公債募集金、其他司法省用地賣却代其他を以ちまして之に充てる計畫になつて居ります、是等の費途に關しまする說明は大略大藏大臣より過般紹介いたされました節に述べられました通りであります、此中で樺太鐵道若は東亞同文會、同仁會補助、裁判所監獄の費用の如き外は概ね物價の騰貴若は災害費でありまして、何れも是は已むを得ざる費途と認めたのであります、唯此中に內務省所管澱川改修堤防工事費に關しまして、委員中より數回の質問應答を重ねられまして、尙ほ希望も述べられたのであります、此點に關しましては茲に其要領を申上げることが必要であらうと考へます、此澱川の改修費は御承知の通り、是より先き八箇年前に竣工したのでありまして、其費額は一千萬餘圓の巨額を費しまして竣工いたしたのであります、昨秋の出水の爲に或る部分に決潰を致しまして、此地方の多大の損害を被らしめたのであります、此實驗に鑑みまして現今の堤防の高さは今後大出水の時に當りまして危險を感じまするが故に、嵩置をなすと云ふのが此工事の趣意であります、此工費は六箇年の繼續費と致しまして五百九十七萬圓を要するのであります然るに昨秋決潰の原因及び其水防に付きまして、委員より種々の點に亘りまして質問をされました、之に對する政府當局者の辯明に依りますに、其原因に付きましては不明の點もありますが、蓋し此水防の不備なりしことを推定せられたのであります、依つて此豫算を決議いたしますに際して、一委員より希望述べられましたのであります、其要旨は澱川改修工事費は之を認むるも其竣工の後に於て是が保護と水防のことに一層注意せられむことを望む、斯樣な希望でありまして、此希望は滿場一致を以ちまして是認せられたのであります、即ち此案は此附帶決議を以ちまして協贊を與ふることに決したのであります、次に第二號大正六年度追加豫算、此歲入は千百七十四萬餘圓、歲出は千二百十七萬餘圓、茲に歲入の不足がありますが、是は大正六年度の追加豫算第一號の歲入超過額を以て之に充つる計畫になつて居ります、是は臨時軍事費の財源に充てます爲の資金であります、次は大正七年度第三號追加豫算、是も其用途は同じことでありまして、即ち臨時軍事費の豫算追加であります、此の歲入歲出は各々千二百八十八萬餘圓になつて居ります、で唯今申述べました前二項の金額を合しまして歲入歲出各々二千五百六萬餘圓になつて居ります、是れは即ち第二號の臨時軍事費追加豫算であります、此の中千九百九十四萬餘圓は陸軍の豫算でありまして、兵器、被服其他原料に支出されたのであります、此の餘は海軍の軍事費に屬するものと認めます、特第一號、大正七年度各特別會計、是れは大藏省所管でありまして、國際整理基金、歲入歲出共に四萬千五百餘圓になつて居ります、樺太廳の甲號歲入歲出百二十四萬七千二百二十圓、歲出鐵道建設費、臨時手當費、百二十四萬七千二百二十圓、樺太廳の乙號鐵道建設費は是れは繼續費であります、五百四十七萬四千九圓、文部省所管九州帝國大學及び圖書館の費用、歲入歲出共で四萬千五百圓、追第二號豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件、是れは前に述べました外務省所管東亞同文會の事業補助總額五十八萬二千百八十圓を四箇年間に支出するのであります、尙ほ同仁會の事業補助費總額が三十萬圓を三箇年に支出するのであります、第四號大正七年度歲入歲出總豫算追加は大藏省、內務省の所管になつて居ります、歲入歲出共に各々六萬六千九百八十八圓、是は貴族院令の改正に伴ひまして議員增員に關する經費、一は都市計畫調査會を設置せられます經費であります、其歲入は何れも前年度繰入金を以て充てることになつて居ります、追第三號豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件、大藏省所管で、日本興業銀行債券保證に關する件、政府に於て保證を致しまする債券の額面は一億圓でありまして、是は日本興業銀行に於きまして、支那及び南洋に向つて放資するものに對しまして、事業資金を得る爲に債券發行の必要ありと認めました場合に其債券に對して政府が元利の支拂保證を與ふる爲の契約であります、是に對しましては分科會に於て一の委員より反對の說も出ましたのでありますが此趣旨は元來此興業銀行なるものは內地の工業の爲に外國より資金を輸入して、而して內國の工業を大いに發展せしめむと云ふ趣旨で出來た機關である、然るに今回の案を見ますると云ふと、日本に於ける

零砕の資金を集めて外國に放資すると云ふことは甚だ主從の違つたことではあるまいか、斯樣な趣意でありました、それ故に此案に對しては反對をする、斯う云ふことでありました、之に對して原案維持者の意見は目下海外に放資すると云ふことは帝國に取つては必要なことである、殊に此放資は支那若くは南洋に對して放資をする目的になつて居る趣である左すれば日支親善の必要とする場合であるからして此案は支那地方に於て開發に援助を與ふるのみならず又我が國に於ても福利を速進することになるからして、是は原案を相當とする、斯樣な維持論者の大要であります、之に付きまして分科會では採決になりました結果、原案維持者の說が多數に依りまして之を是認することに相成つたのであります、總會に於きまして、追加豫算に格別直接の關係はありませぬが、委員の中よりして、西比利亞方面に於ける敵國俘虜の狀態等に付きまして精しく質問を致されました、之に對して外務大臣よりそれ〲相當の應答をされたのであります、又或る委員より西比利亞方面に於ける工業に付ての質問がありましたが、是は速記を止めまして政府當局と應答がありました、故に是は玆に申上げることは致し兼ねますに依つて、唯此ことのありましただけを申添へて置きます、最後の討論の場合に委員より希望を述べられました・其要旨は、今回政府が追加豫算として要求せられたものを見るに、總豫算に編入せらるべかりしものにして之を編入せられず、殊に會期切迫の場合に際して多額の追加豫算を要求せられて、往々會計法第五條の本旨に適合せざる嫌があるに依つて、政府は今後務めて會計法を嚴守せられん事を望む、斯樣な趣旨であります、是亦總會一致の決議を以ちまして可決いたしたのであります、斯の如くして第一號より第八號に至りまする諸案とも衆議院送附通り可決したのでございます、此段御報告を申上げます。

○議長(公爵德川家達君) 日程第二より第九まで、唯今豫算委員長の報告せられました豫算全部に同意を表する諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半數と認めます。

○議長(公爵德川家達君) 御異議がなければ第十より第十七までの承諾を求むる件一括して問題に供します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 第十大正五年度豫備金支出の件、第十一、大正五年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件、第十二、大正五年度特別會計豫備金支出の件、第十三、大正五年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件、第十四、大正五年度大正三年臨時事件豫備費支出の件、第十五、大正五年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件、第十六、大正五年度帝國鐵道積立金支出の件、第十七、大正五年度帝國鐵道積立金外に於て豫算超過支出の件、承諾を求むる件、會議、委員長報告。

大正五年度豫備金支出の件
大正五年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正五年度特別會計豫備金支出の件
大正五年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正五年度大正三年臨時事件豫備費支出の件
大正五年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件
大正五年度帝國鐵道積立金支出の件
大正五年度帝國鐵道積立金外に於て豫算超過支出の件

右承諾すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月二十五日

右特別委員長 磯部四郎

貴族院議長公爵德川家達殿

〔磯部四郎君演壇に登る〕

○磯部四郎君 第十より第十七に至ります各案件の委員會の經過並に結果を報告仕ります、委員會は昨日の午前、委員長並に副委員長の互選を終りまして午後一時より直ちに委員會を開きました次第であります其際に於きまして、即ち此第十より第十七に至るまでの各件に付て各省より、並に各廳の政府委員より詳細に一應の御說明がございました、其說明の終りましてより尙ほ又委員中より此浩瀚なる豫算外支出等に付ての一々質問を試みたいけれども、去りながら最早會期逼迫いたして居る際に當つて、之を詳細に質問等いたすと云ふ事に付ては殆ど審議を終ると云ふ事が不可能の事であるからして今回限り其質問と云ふものは止めて、將來はどうぞ政府に於て斯の如き重大なる案件は此議場をして十分に調査し得る時間を以て、斯の如き案は即ち本院に廻るやうに致して貰ひたいと云ふだけの趣意を以ちまして、直ちに本案の審議に移りました次第であります、所が御承知の通り斯の如き浩瀚なる書類に付て一々審議と云ふ事は餘程むづかしい事でもありますし又中には委員中にも斯の如きものは是は出てしまつた金であるから、今更仕方がない、まあ兎に角宜しく賴むと云ふやうな主義で御廻しに相成つたものであるが、甚だ遺憾な譯であります、併し先程より各政府委員の說明に依つて見れば、成程已むを得ざるに出でたものと考へるからして、今回に於ては是は承認する外仕方がなからうが、將來に向つてはどうぞ十分に調査し得る時間を與へられて、是等の案件は議に附せられんことを望むと云ふ趣意を以て委員會に於きましては此全部を可決いたした次第でございます、尙ほ數字等に付きましては一々此處で說明を致して居りましては甚だ時間を要します次第でありますし殊に我々共に於きましても、殆ど數字に付ては此書類に依つて調査するより外に途は無いのであります、而して此書類と云ふものは斯の如き浩瀚なるもので、今一々之を說明して居る暇がございませぬからして、何卒此書類に信を置かれまして、即ち委員會の決議通り御承諾を與へられんことを希望仕る次第であります、此段御報告に及びます。

○議長(公爵德川家達君) 唯今磯部委員長の報告せられました承諾を求むる件、日程第十より第十七までの議案全部・承諾を與へる說に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半數と認めます。

○議長(公爵德川家達君) 此際議事の都合上暫く休憩を致します、特に諸君に申述べて置きますが、午後外務大臣より外交に關する報告がある筈でございます、此ことを豫め御心得までに申述べて置きます

午前十時四十分休憩

午後一時六分開會

○議長(公爵德川家達君) 是より報告を致させます

〔岡書記官朗讀〕

本日本院に於て可決したる左の政府提出案は直に裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

大正七年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)
大正七年度歳入歳出總豫算追加案(第三號)
大正六年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)
臨時軍事費豫算追加案(第二號)
大正七年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)
豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件(追第二號)
大正七年度歳入歳出總豫算追加案(第四號)
豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件(追第三號)

同日本院に於て承諾すへきものと議決したる左の政府提出案は直に之を奏上し又承諾すへきものと議決したる旨を衆議院に通知せり

大正五年度豫備金支出の件(承諾を求むる件)
大正五年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件(承諾を求むる件)
大正五年度特別會計豫備金支出の件(承諾を求むる件)
大正五年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件(承諾を求むる件)
大正五年度大正三年臨時事件豫備費支出の件(承諾を求むる件)
大正五年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件(承諾を求むる件)
大正五年度帝國鐵道積立金支出の件(承諾を求むる件)
大正五年度帝國鐵道積立金外に於て豫算超過支出の件(承諾を求むる件)

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

軍需工業動員法案可決報告書

同日衆議院より本院の送付に係る左の政府提出案は本院の議決に同意し奏上せる旨の通牒を受領せり

共通法案

○議長(公爵德川家達君) 是より午後の會議を開きます。

○伯爵寺島誠一郎君 日程を變更されまして唯今より軍需工業動員法案、第一讀會の續を開かれむことを願ひます。

○男爵武井守正君 贊成。

○伯爵柳澤保惠君 贊成。

○議長（公爵徳川家達君） 寺島伯爵の日程變更に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長（公爵徳川家達君） 過半數と認めます。

○議長（公爵徳川家達君） 是より軍需工業動員法案の第一讀會の續を開きます。

軍需工業動員法案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月二十六日

右特別委員長

伯爵寺島誠一郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔伯爵寺島誠一郎君演壇に登る〕

○伯爵寺島誠一郎君 軍需工業動員法案、特別委員會に關しまする報告を申上げます、唯今日程變更の上、御報告申上ぐることになりました此法案、特別委員會に於きまする審査の經過と結果を陳述いたします、此法案は去ぬる三月四日に政府より衆議院に提出されまして、半箇月以上を經て修正議決の上、去ぬる二十日に貴族院に送付せられまして、二十二日閉會間際四五日と云ふときに、此當院の本會の日程に上ぼつたものであります、同日特別委員の御指名が議長よりあつたことは御承知の通りであります御指名後二十二日即日委員會を成立せしめまして、直ちに總理大臣、政府委員より本案提出の理由と其說明を承はりました、それより二回三回と總理、海陸軍、農商務の各大臣及政府委員諸氏出席され質問應答を重ねました、會期切迫の折柄日も足らざると云ふ有樣でありまして、二十三日の土曜日、二十四日の日曜日、二十五日の三日間、毎日午前午後を通して長時間に亘つて、洵に委員諸君は熱心に、且つ愼重に審査いたされまして、尙ほ今日の早朝から開會、討議を經て漸く先刻議長へ可決報告を致したやうな次第でございます、此點は殊に御諒察を願つて置きます、併此軍需工業動員法案に付ての御報告は左の順序に依つて致して見たいと存じます、第一軍需工業動員法案の目的及其提出理由、第二法案の內容、第三委員會に於ける質問應答、第四重要なる政府の言明、第五討議、其際に於けるの意見、最後に於て議了決議になりました所のもの、第六即ち可決になつたと云ふことの御報告、斯う云ふ順序で致したいと存じます、本案の目的と其提出理由を申上げますするに臨んで、此目的を申上ぐれば隨つて其提出理由と云ふことも解かることになるのであります、國家一旦有事に際しましては戰はねばならぬのであります、而して戰へば必ず勝利を得なければならぬのである、勝利を得る爲には總ての事柄を集中統一する、即ち國家を擧げて各方面の全力を集中統一して敵に當らねばならぬのでありまして、而も同時に此準備は平素より致して置かねばならぬので、而して始めて軍事上遺算なきを期するのであります、是が大體の目的なのであります、即ち平時に於ける準備行爲と、戰時に於ける設備等に關して、軍事上必要とする事柄を、即ち軍需品の補給を敏速確實ならしむる其工業を動員すると云ふのが本案の趣旨とする所であります、而して漸く此頃出來たのであるからして、此際提出したものであると政府は言はれたのであります、併し今日此切迫した際に提出するものであるけれども、一日早ければ準備も一日早く出來ると云ふことである、況んや今日の場合時局に際し、朝夕を計られぬ境遇にあるから、國防上から能く審議して協賛可決を望むと、斯う云ふことを附加へて政府に於ては言はれたのであります、第二、本案の內容、第一條に於きましては、軍需品と稱するものを豫想して揭げてありまして、尙ほ其以外のものと雖も勅令指定の法に依つて追加することの出來るやうに規定してあるのであります、第二條乃至第十條、是は本案の骨子とも謂ふべき規定でありまして、實戰に當つて適用を爲し得るものでありますから、重もなものだけを申上げます、軍需品の生產修理の爲に、工場又は土地及工作物などの管理、使用收用を得せしめることを得ると云ふの規定であります、第四條は、衆議院が第二條と第三條の場合に、政府が從業者を供用せしむることを得ると云ふことを附加へたのでありまして、政府は之に對して同意を表して居ります、尙ほ衆議院は第七條を加へました、徵發令以外のものと雖も、徵發令を之に準用すると明白に揭げまして、本法と徵發令の相觸れて居ない所を示して居りますのであります、第五條には損害賠償のことを規定してあります、順序が顚倒いたしました、第八條に於きましては、兵役に在る者をして業務に從事せしむることを得ると云ふ規定でありまして、第九條に於きましては兵役に在らざる者をして業務に從事せしむることを得ると云ふ、むづかしき問題を是で示してあるのであります、第十條收用五年以內に拂下の場合に於ける舊所有者事業主の優先權に關する規定を揭げてあります、第十一條、十二條、十三條に於きましては、平時準備的の行爲を規定してありまするので、即ち當局に於て工場等の調査報告することを得るやうにしてあるのであります、第十四條は諸種の事業に對し一定の利益を保證し、獎勵金を下付することを得る規定となつて居ります、大小の事業に對して、監督命令に關することも此に揭げてあります、第十五條は衆議院が加へたものでありまして、軍需評議會の決議を經べき事項を擧げてあります、而して同會の規定は後に勅令に依つて定められるものであると云ふことも記してあります、第五條と是は密接の關係を持つて居るのであります、第十六條は報告調査の爲め、其他の理由の爲めに規定したものであります、第十七條は衆議院が加へたものでありまして、事業上の祕密の暴露を防いだと云ふことを申されたのであります、第十八條以下は罰則であります、是等に付て尙ほ一層詳しく申上げますれば宜しいのでありまするけれども、會期切迫の際でもありまするから、其邊は略しまするから、惡しからず御容赦を願ひます、重もなる質問と應答、委員會に於ては劈頭、各交戰國に於ける產業動員法の比較研究等に付て尋ねまして、詳しく當局より出來得る限りの御研究の結果を聞きました、又第二條の管理と云ふ文字に付て、むづかしい質問が出たのでありまして、此管理と云ふ字に付ては民法の管理と云ふ意義に依るのか、又船舶管理令の名前の中に含んで居る管理と云ふ意味であるかと云ふ質問も出たのであります、それから又英語の「コントロール」と云ふ字に適するものであるかと云ふ御尋があつたのであります、之に對して政府は色々に答へられて居つたのでありまして、最後に私の記憶して居る所では「コントロール」は指揮權を有つて居つて、さうして事業者の責任で仕事をなするが、之を指揮命令をして政府の目的を達するやうに仕事をするのであると云ふやうな御答であつたかの如くに了解いたしました、それから其次に「供用」と云ふ字が使つてある所があるのでございます、此供用と云ふ文字に付ての質問がございました、是はなか〳〵面倒なのでございまして、後に速記錄に就て御覽を願ふと云ふことに致して置きたいと存じます、それから此動員法を施行するに際して中央に機關を設けたらどんなものであるだらう、此動員法の精神を徹底する爲には、どうしてもそんなことにしなければなるまいと云ふ御質問が出ました、政府に於ては組織上是は望む所であるけれども、是はなか〳〵各般に亘つて居ることであつて、一朝にして極めることは出來ない、內閣に於ても出來るだけ統一をさせる積りである、併し如何なる形に於てするかと云ふことは今日未だ決して居らぬと云ふ御答辯であつたのであります、それから兵器製造に關することに付いて一委員から今日まで海軍は左樣でないが、陸軍の爲して居る所を見ると甚だ狹隘な思想を有つて居られるやうで、陸軍は民間の兵器製造と云ふことに對しては不安心と云ふ考を有つて居られるやうに見える、總て陸軍の下に、陸軍砲兵工廠に於て總てのものを造り出さうと云ふやうなことに考へて居るが、そんなことをして居つては此工業動員法の實際施行上に不都合なことを來たすやうなことになりはせぬのであるか、もう少し廣く考へて豫ねかねから民間にさう云ふ工業の發達助長するやうに心掛けてはどんなものかと云ふことを尋ねられましたところが陸軍大臣は成るほど「クルップ」とか、「スナイデル」とか云ふ大會社があれば更に宜、未だそこまでの程度に行つて居らぬ、偶々室蘭製鋼所の如きものもあるけれども、大體に於ては一向進んで居らぬのであつて、どうしても陸軍の手に於て砲兵工廠と云ふものを有つて居つて、戰の最初の準備だけはそれに依つて十分遺憾なきを期し、それから徐々に他にやらせると云ふ今日は方針を執つて居るのである、勿論民間の工業が發達して來ることは望む所であつて、其考でやつて居るのであるけれども、あなた方の御考と同じことであるけれども、唯之を直ぐやるかやらぬかと云ふだけの意見の相違なのであると云ふやうなことを答へられました、それから又軍需評議會に付て質問が出ました、此軍需評議會に於ては工業主と其他經濟的利益關係に付ての計算、其他のことを評議いたして決定する所でありますが、其以外に勅令で規定を定める際に、此評議會と云ふ機關を技術審査機關とか、其他動員法を施行するに付ての諸問機關のやうなものにしてはどうだと云ふことを尋ねられました、所が勿論此に書いてあるより以外に權限を付することは防げないやうに思ふの

である、併しそれは尙ほ篤と研究した上のことである、斯う答へられたのであります、それから工業材料、最も難問でありまする所の材料に付て澤山の質問が出たのであります、其題目だけを此に申上げて委細は速記錄に讓ることと致します、祕密會も開きまして委細當局より承つたのであります、此時問題となりましたものは海軍に於ける燃料、それから燃料の產地、其他米、棉花、羊毛、鐵、「ニッケル」「グリスリン」染料、藥品、其他隨分數多くの品物を含んで居るのであります、農商務大臣は材料の天然資源に我國が乏しいのは極めて遺憾である、此國内に於て極めて乏しいのであるが、是は十分努力して有事の際に出來るだけのことは今日から心掛けて十分努力してやつて居る、又陸海軍大臣に於ても同じやうな御返答を得たのであります、それから或る一委員は斯の如き法案は愈々成立させても社會狀態に適して居らぬから死法となりはせぬかと云ふ慮があると云ふ質問に對しては、是は工業を助長すると云ふことと、此工業動員法案を成立せしめて此法に依つて實施して行くと云ふことと相俟つて行くものであるからして、必しも死法となると云ふことではなく、之に依つて工業が間接に獎勵助長されると云ふことは明かなものであると云ふ御答であつたのであります、それから軍需品の統一と云ふやうなことに付て質問がありましてございます、官業整理と云ふことに付ても質問があつたのであります、度量衡統一、有事の日に於ける特務船の戰時編成と云ふやうなことに付て質問もございました、最後に或る一委員より此案を若し不備不完全なるものとして此委員會に於て修正するやうなことがある場合には政府はどう之に對して態度を執られるのであるか、修正になれば喜んで……洵に當然の修正であるならば、之に一致するのであるか、と云ふのでありましたがそれは成るほど一面其通りである、良い修正であれば一致せねばならぬのであるが、今日の場合もう會期も切迫して居るのである、それからして衆議院が既に修正してこちらに廻したものである、もう大體で……、時局の際であるし、又朝夕を測られぬ境遇にあるのであるからして、事情切迫と云ふことに鑑みて、どうぞ是は修正をしないで成るべく通して欲しいと云ふやうな意見であつたやうに私は了解いたしました、併ながら私として玆に一言附加へて置きたいのは朝夕を測られぬ境遇にある、或は事情切迫である、時局であると云ふことを頻に言はれたが、俗それではどう云ふことが朝夕を測られぬ境遇と御考へになる所以であるか、何故に事情切迫と云ふことであるか、時局と云ふのはどう云ふのであるかと云ふことを再三委員より質問されましたけれども、之に對して滿足なる御答を得ることが出來なかつたと云ふことは呉々も遺憾であると云ふことを附加へて置きます、其他三四の質問がありましたが、是は省略いたします、其次に申上げますのは、第四重要なる政府の言明、此案を委員會に於て可決いたしまするに付きまして、洵に重大な關係を有つて居る政府の言明であります、本案の規定中明瞭を缺くものがある、一委員の質疑に對して政府委員は本案に伴ふ勅令に依つて其疑義を明かにして置くのであるからと云ふ答辯はあつたのであるが、尙ほ此際當局より明かなる答辯を欲しい、責任ある答辯を得るの必要があると信ずるから、右の趣旨を言明して貰ひたいと云ふことを一委員より申し出されたのであります、之に對して總理大臣は法文の不明なる點は何れ施行勅令を出すのであるから其際に意味を明かにすることに致す、斯う御答へになつたのであります、又或る一委員より此法案は全體に亘つてなか〱不備不完全と認むべきものが多いのである、で是は殊に後に於て直す積りであるか、又衆議院に於いて修正した點なども、是れ等に付いては多大の疑義を差挾むべき所があるのである、是れ等も將來に修正する考はないのか、どうかと云ふことを聽留めたのであります、之れに對して總理大臣は實は此の案は相當研究をして出したものであるが、是れまで實行したことのない類似のないものである、類似のない法案であつて、成るほど疑義も少からぬやうである、實行の上障害あることもあるだらう、併しながら此の案が健全に實行されて其の効力を發揮することを望むものであるからして、不十分の所は完全にするやうに、始終効力を保つやうに致して往かなければならぬと云ふことは承知して居からして、缺陷があれば改正を致すことは誠に已むを得ぬことと思ふ、と云ふ御答があつたのであります、それから第五、討議に付ての大體、其際出ましたる希望決議と云ふことに付て申上げます、或る一員より此案は永久的の案である、而して二十二箇條からに亘つて居るが斯の如きものは僅かの時でも出來るのであるからと云ふやうなことを當局に於いて言はれたのでありますが、左樣な積りではどうも此案を通過するのは困難なものである、併し自分として此本案の如きものは必要であるから成立をさせたい、而して自分は此案の規定等に對しては疑義を存して居る者であるし又全體を通じて不備不安全のものであるけれども、政府が前申したやうな言明があつた以上は、別に反對をする點も無くなつたのであるから改めて贊成をすると言はれた御方もあつたのであります、又或る一員より此案は時に鑑みて又四圍の事情に照し國防充實を行ふと云ふ上から見ても、是非通過させたいからして、併し又一面不備不完全の點が多いから、希望として二三此に述べる、どうか特別委員會の希望として、希望決議と致して本議場に報告して具れ斯う云ふことでありまして滿場一致を以て其希望と云ふものは決議となつたのであります、玆にそれを申述べたいと存じます、其希望と申しますのは、第一、本法施行の爲め各省に屬せざる特別の機關を設置すること、二、軍需評議會は官民合同の組織として其權限を定むるに當りて主として强行機關の諮詢に應ぜしめ本法の施行を圓滑ならしめ軍需工業の發達を期することに努めしむること、三、本法の施行に關聯して左に揭ぐる事項の遂行に努むること、其三を分けて、一、軍需品の統一を圖り官業の整理を期すること、二、從業者の誘拐を矯正する爲め平時より適當なる方法を設くること、斯う云ふのが希望決議となりまして滿場一致を以て議決になつたものであります、而して是等の順序を經て本會に於きましては滿場一致を以て此の軍需工業動員法案は政府提出、衆議院修正送付されました通りに可決いたした次第であります、何卒本會議に於きましても、委員會決定通りに御可決あらむことを切望する次第でございます。

○議長(公爵德川家達君) 別に御發言もないと認めますから採決を致します、本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半數と認めます。

○男爵中川興長君 直ちに第二讀會を開かれんことを希望します。

○男爵武井守正君 贊成。

○議長(公爵德川家達君) 直ちに第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半數と認めます。

○議長(公爵德川家達君) 直ちに第二讀會を開きます、第一條より終りまで全部を問題に供します、全部同意の諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半數と認めます。

○伯爵寺島誠一郎君 直ちに第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○男爵中川興長君 贊成。

○子爵青木信光君 贊成。

○議長(公爵德川家達君) 直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 直ちに第三讀會を開きます、第二讀會の決議に同意の諸君の起立を請ひます

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半數と認めます。

○議長(公爵德川家達君) 日程第十八、並に第十九は御異議がなければ一括して問題と致し、委員長の報告を求めます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 第十八、日本興業銀行法中改正法律案、第十九、朝鮮銀行法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告松浦伯爵。

日本興業銀行法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月二十五日

右特別委員長

伯爵 松浦 厚

貴族院議長公爵德川家達殿

朝鮮銀行法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正七年三月二十五日

右特別委員長

伯爵 松浦 厚

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔伯爵松浦厚君演壇に登る〕

○伯爵松浦厚君　唯今より日本興業銀行法中改正案並に朝鮮銀行法中改正案の特別委員會の經過並に結果に付きまして、極めて簡單に御報告申上げる積りでございます、先づ先に日本興業銀行法中の改正案に付きまして申上げますが、此の興業銀行法中改正案の要點と申しますものは即ち第九條に第八と第九の二項を加へまして、船舶並に製造中の船舶、造船材料、又は船舶屬具、即ち錨若くは「チェイン」の如き物を指す、之れを擔保と致しまして貸付を爲さしむると云ふことが其要點でございます、其次は第九條に更に一項を加へまして株式應募又は引受を爲さむとすると云ふ點でございます、其第一の船舶を擔保とする貸付に付きましては唯今まで種々の船舶の危險狀態が多いから致して議論があつたことでございます、之に付きましては特別委員諸君から致しまして種々政府委員に質問應答がございました結果政府委員に於きましては此危險狀態の昔日と今日との違ひ、即ち昔日は造船の精巧ならざる所が、今日はより良く、より以上に精巧になつて居る、並に此船舶を取扱ふ所が技術か巧妙になつた、彼是の點から致して其統計的數字を示されまして、今日の危險は昔日の危險よりは減じて居ると云ふことを申されたことに付て、此船舶に貸付を是からすると云ふことに付ては殆ど政府當局に於ては危險を感じて居らぬと云ふことを詳細に說明がありました、付きましては、此貸付をすると云ふに付きまして如何なる方法に依るかと云ふことの質問もございましたが、之に付ては政府委員の說明は則ち船舶、各種の保險金額が附いて居る、それを目當に見る、又造船の評價格と云ふものを見る、又船主の信用と云ふことも見る、又之に加ふるに相當の保證金を置いて之に當らしむる、斯の如く此貸付には鄭重なる態度を執られると云ふ所の說明もありました、又此貸付金額に付ては御承知の如く、今日は船價の昂騰を來たして居る場合でありますけれども、其船價の標準を立てるのは即ち今日の昂騰して居る所の船價に依るではない、即ち二三年の平均價格を取つて、之に鑑定代價を……評價を付けると云ふことで、其評價の凡そ三分の二位を以て貸付ける見込である、又此貸付期限の期間の長いと云ふことに付て特別委員の諸君も心配をされまして、之に付ても政府委員と質問應答がございましたが、是は成るべく期間を、最長期間は十五年としてあるけれども、成るべく短い期間に於て貸付ける方法を執る積りであると云ふことを言明されました、又興業銀行に於ては、今日まで株式の應募引受と云ふものに付ては致してなかつたのであります、併し今日まで株を買入れて居つたことはありますけれども、新設會社の株式を應募したり引受けと云ふことは今日迄なかつた、然るに今日は段々と工業が發達を致したに付ては、此改正案を提出されると同時に、工業金融の圓滑の途を開く上に於て新設會社の株式を引受けると云ふことは、其宜しきを得たものであるかと云ふので之を加へた譯であります、併ながら此株式を引受けらるるに付ても、徒に濫に流れるやうなことかあつてはいかない譯であるから、十分に注意を惹く上に付て必ず主務大臣の認可を得るに非ざれば許さぬ、それ以上に應募する上に際しては十分に調査機關を設けて置いて、專門知識を集めて遺漏なき點に於て之に應ぜしめる積りである、斯う云ふ說明であります、此外興業債券と云ふ名前の事、並に支店、出張所設立の事、並に重役理事、分掌、參與の事、並に債券模造處罰等の事に付て詳細に政府委員の說明もございました、又特別委員も質問應答を致されました十分に愼重審議を盡した上に此案は滿場一致を以て可決いたした次第でございます、次は朝鮮銀行法中改正案の要點を申上げます、第一と致して此保證準備金を現在の三千萬圓より五千萬圓に增した點でございます、御承知の如く近年朝鮮に於きまする所の各種の事業は日に月に進歩發展を來たした次第でありまして、銀行業務と申すものも、益々愈々煩雜、繁多を來たす場合になりましたのみならず此銀行の支店に於ても所々に澤山ございます、又多く北支那の滿蒙方面に其仕事を致して參るやうになつて來た譯であります、之に加ふるに滿蒙に於ては、今日正金銀行に於て爲し來つた所の金券の發行の事迄も、此朝鮮銀行で引受ける事になりまして、最近に於ては朝鮮銀行の發行に係る所の紙幣の總計と申すものも六千餘萬圓以上に達する次第でございます、茲に於て此際保證準備金を更に二千萬圓增加しまして、五千萬圓になつた譯であります、此保證準備並に正貨準備等のことに付て特別委員から詳しく政府委員と質問應答がございましたが、是は事甚だ復雜に亘つて居りますから、速記錄に於て御覽を願ひたう存じます、其第二の要點は即ち信託事業を此銀行をして取扱はしめる件でございます、今日迄は此信託事業は朝鮮銀行では致して居らなかつたのであります、御承知の如く、臺灣銀行若くは興業銀行では之を致して居つたけれども、朝鮮ではまだ此信託事業にする程の必要はなかつたのであります、併し段々と今日は朝鮮が萬般に付て進歩いたしたに付てどうしても之を置く必要があると云ふ事で、更に此信託事業を此銀行の中に加へる事になつたのであります、第三は今日は總裁でそれから高級理事と云ふものがありましたが、更に副總裁を置くと云ふことになりまして、此副總裁新設に付ても隨分特別委員諸君の中に於ては御議論もございました、併ながら此際は先づ政府案に從つて參ることになりまして、是も同じく特別委員會に於ては滿場一致を以て可決いたした次第でございます、右御報告申上げます、今日は即ち會期切迫でございまするので、又此案は豫算關係も深いものでございまするから、何卒滿場一致、別段御異議のあられぬ限りは讀會を省略して御採決あらむことを希望いたします。

○子爵青木信光君　讀會省略贊成。

○男爵高木兼寛君　贊成。

○男爵本田親濟君　贊成。

○石井省一郎君　贊成。

○田中源太郎君　贊成。

○鈴木摠兵衛君　贊成。

○伯爵奥平昌恭君　贊成。

○子爵八條隆正君　贊成。

○富田義文君　贊成。

○平山成信君　贊成。

○男爵武井守正君　贊成。

○伯爵大原重朝君　贊成。

○議長(公爵徳川家達君)　松浦伯爵の讀會の順序を省略すると云ふ動議に同意の諸君の起立を請ひます

起立者　多數

○議長(公爵徳川家達君)　三分の二以上と認めます

○議長(公爵徳川家達君)　兩案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異存ないと認めます。

○議長(公爵徳川家達君)　外務大臣が發言を求められました、外務大臣本野子爵。

〔國務大臣子爵本野一郎君演壇に登る〕

○國務大臣(子爵本野一郎君)　諸君、本議會開會の初めに當りまして、帝國の外交方針に付き開陳いたしましたる際に、本大臣は露國の形勢に言及して置きましたが、其後露國の事態は御承知の通りに日を追つて憂慮すべき有樣となりました、國内四分五裂の趨勢は愈々甚しきに加へて、遂に「ウクライナ」及び芬蘭の獨立地方と中歐同盟國との間に講和を締結せられまして、露國過激派政府も獨墺に屈從して單獨講和條約に調印するに至りました、而して此間「バルチック」海沿岸諸州の大部分及び之に隣接する西北部地方も波蘭と共に獨逸の掌中に落ちまして南露西亞も亦獨逸の勢力の下に歸せむとするの形勢となりました、此事態に對しては政府は諸君と共に深く考慮を拂はねばなりませぬ、曩に聲明いたして置きました通り、露國民が如何なる政體を採用するかは、帝國政府の關知する所ではありませぬが、露國が次第に獨逸の勢圏内に包容せられむとする危險に至りましては、到底帝國政府の等閑に付することの出來ぬ問題であります、今や獨逸の勢力は著々歐露に扶植されまして、漸次西比利亞地方に浸潤し來るの傾向を示して參りました、此事態は帝國政府は固より、聯合與國の共に深く憂慮せねばならぬことでありまするから、遂に世に西比利亞に對する帝國出兵の問題喧傳せられ、最近此問題は著しく内外の世論を喚起することゝなりました、中には甚しき訛傳もあるやうに見受けまするから、此機會に於きまして、本問題に關する帝國政府の立場を宣明して置きたいと存じます、第一に此問題が恰も帝國政府の發案又は提議に基きまするが如き風說内外に傳はり居る樣子でありますが、是は全然誤報なることを明かに致して置きたいと考へます、政府は何れの國に向つても日本出兵問題を發案又は提議したことはありませぬ、固より西比利亞に於ける現下の事態に付きましては、政府は深甚なる憂慮を懷き、殊に同地方に獨逸の勢力東漸の危險に付きましては、特に注意を拂つて居るのであります、而して本問題に付きましては、聯合與國より未だ共同的提議を受けたことはありませぬ、若し將來聯合與國政府より斯の如き

提議を受けたるときは、最も愼重に考慮を加へたる上決定する考であります、帝國は現に今日までも聯合諸國の共通目的の爲め、及ぶ限り誠意努力して居りますことは内外の普く知る所でありまして、尙ほ將來と雖も同樣に努力する決心なることは申すまでもありませぬ、西比利亞に於ける事態にして帝國の安固を脅かし、又は我が緊切なる利益を危殆ならしむる虞ある場合に立至らば、帝國は其自衞上敏速且つ機宜なる手段を執るの覺悟を持つて居ると云ふことは、是亦申すまでもありませぬ、萬一帝國が西比利亞地方に於て必要の行動を執るの已むを得ざる場合に至るときと雖も、固より露國を敵とするの意思は毛頭ありませぬ、のみならず、彼の獨逸が現に歐露方面に於て執れるが如き侵略的政策は、帝國の斷じて取らざる所であります、又一般露國人民に對しては、帝國は飽くまで深厚なる同情を寄せ、絕えず之と和衷輯睦の關係を保持せむと欲するものであることを茲に誠實に表明するを憚りませぬ、尙ほ此點に付きましては、聯合諸國に於ても恐らくは同一の意見を有して居ることと信じます、之を要するに帝國軍隊の出動なるものは極めて重大事件でありまして、萬一之を決行することありとするも、其前には政府に於て愼重の上にも愼重に考慮を盡すことは勿論の儀でありまするから、此點は諸君に於て宜しく御諒察あらむことを希望いたします。

○議長（公爵德川家達君） 杉田定一君……御登壇を請ひます。

［杉田定一君演壇に登る］

○杉田定一君 唯今外務大臣の御演說に付きまして御質問を致したいのでありまするが、此出兵問題に付きましては、先般來歐羅巴に於て朝野の議論となり、其他米國に於ても同樣の次第でありまして、實に世界の問題となつたやうな次第、又我國に於きましても其眞相は知りませぬが、何時動員になるかも知れないと云ふやうな考を……憂懼を懷いて居つたやうな次第でございまするが、唯今の御說明に依りますると、右出兵の問題に付ては何等發案提議等はこちらからしないのである、又聯合國の方からも共同して何等其邊のことに付てこちらへ申來つたことはないのであると、さうすると此問題と云ふものは天から降つたのか、地から湧いたのか、何れの所から是が發生して參つたのでありませうか、其動機が分らぬ、向うの方からの動機であるか、我々の方からの動機であるか、火なきに煙は出ない、斯の如く世界を震動した所の大問題が實に大山鳴動一鼠も出ないと云ふやうな今日の何んでありまするか、そこで我より發案もせず提議もしないと云ふ所の何んでございまするが、併し此動機と云ふものは何處から起つて來たのであるか、向うから申し來つたのであるか、此方からか、何もないと云ふ譯合はあるまい是は齊東野人の言かも知れませぬが、何かこちらから向うの方へ探りを入れた、所が向ふの方では持つて來いの場合であるで、固より此出兵は歡迎をすると云ふ所で向うが喧しくなつて來たのである、所がこちらの方が纏まらぬ所から行悩みになつたと云ふ說がありますが、是は齊東野人の言かも知れませぬが、兎に角斯の如き重大なる問題を、若し提案發言はせざるにもせよ、探りを入れるとか、或は意向を聽くとか云ふやうな場合に於ては、自ら決する所がなければはいけないことであらう、一步を何すれば國家の運命を賭してやらなければならぬ、是等に付ては能く國民の意向も確めて、即ち愼重なる所の……外務大臣が仰せらるゝ所の、態度を執らなければならぬのである、若し自決する所……已に決心なくして、さうして唯意向をちよつと探つて見る、所で面倒になつて來たと云ふやうなことで、大に板挾みとなつて困ると云ふやうな若しも何であれば、實に國家重大のことである、さう云ふことは實に是は愼重の態度を以てやつて御貰ひ申さにやならぬ次第でありまするが、其邊の動機と云ふものは、自ら出たのでありまするか、洵に今日我國は此聯合國に對して日英同盟の結果、實に滿幅の同情を寄せ實に貢獻をして居るのでありますが、若し斯の如き愼重の態度を缺くと云ふやうなことが、若しもあつたならば、功を一簣に缺くと云ふやうなことになりはしないか詰り其邊の動機如何と云ふことを伺ひたいのであります、又斯の如き重大なることに付て、若し當局者が愼重なる態度を一步過つたと云ふことに至れば、其爲に國家に實に重大なることが起つて來るのであります、それ等に付ては、どう云ふ何でありまするか、當局者に於ても御自覺があるや否やと云ふ點であるのであります、それから唯今外務大臣の御說では米國の勢力が歐露に及んだ、若し即ち東亞に及ぶ場合に至つては、自衞上又防禦上大に決せにやならぬやうな場合になるかも知れないと云ふやうな何でありますが、そこで其時期と云ふものは何時であるか、今日は西部の戰場に於て乾坤一擲勝負を爭ふ所の場合でありまして、若し出兵でもして、歐洲の幾らか形勢にもなると云ふことに必要があるならば、もつと早い方が宜くはなかつたと思ふやうな次第でございます、併ながら一方に於て自衞上に於ても是も亦幾らかは後れては居ないか、併ながら未だ遲れとせぬのでは……ないのではないかと思ひますのでありますが、先般「ブラゴエチエンスク」に於て邦人が危害を受け、死傷者があつたと云ふやうな、又一方に於ては何か國旗が凌辱を受けたと云ふやうな說がある、又一方に於きましては、此聯合軍の方から送つた所の兵器でありますが、さう云ふものが西比利亞の方に蓄積してあつた、それを何か知りませぬが、過激派の方では其兵器を敵の方へ送つたと云ふやうな事が、先日どの新聞かにありました、さう云ふやうな事、又一方の方に於ては之を抛つて置けば此交通機關を或は敵の方に占領せられると云ふやうな事になりはせぬか、聞く所に據れば獨逸の捕虜は先達て「ブラゴエチエンスク」の彼の衝突の場合には、捕虜が向うの過激派の方に加つて居つた、又獨逸の俘虜で軍團を組織したと云ふやうな說もありますが、さう云ふやうな捕虜が西伯利亞の方に參つて居り、既に先達ての衝突の場合にも捕虜が加つて居つたと云ふやうな說もあるやうな次第であれば、治安上に付ても甚だ危險の虞はないか、又兵器又は物資、又交通機關、さう云ふやうなものを敵に占領せられるやうな虞はないか、其邊に付ては、決して治安上又兵器、交通、物資さう云ふものは、即ち敵に糧を齎らすと云ふやうな所の憂はない、心配はないと云ふ所の御考でありまするか、其邊が如何でありますか、若しありとすれば、出兵の……日本の即ち此自衞上に於て出兵の必要がないか、其邊の所を伺ひ致したい何であります、それからこちらの方では露國の方は決して敵に取らないと云ふ所のこちらの意向は唯今の御說明で分りましたが向うの方で即ち過激派又一方には穩和派があるさうでありますが其穩和派が日本へ對しての態度と云ふものはどう云ふものであるか、過激派が日本に對しての態度はどう云ふものであるか、こちらの意向は分つたが、向うの模樣がどうも分りませぬ、兩方とも日本に好意を表して居るものであるか、其邊の所は能く御分りでございませうで、其邊の所を承はりたい次第であります、此頃是は新聞のことを申すのも何でありますが、露西亞の方から御歸りの途中で、どうも彼の過激派と云ふものは權力を失しても、彼の過激派の思想と云ふものは中々止まぬのである、彼の過激派の思想と云ふものは、「レニン」が倒れても、まだ其仲間と云ふ者があつて止まぬのである、日本の方では向うの政體には干涉はしない、併し先日獨逸の其後の何は、講和の場合に於ても獨逸の方では、露國の方であゝ云ふ極端なる思想を獨逸に浸入させるのは困る、ああ云ふ不都合なる危險思想は、獨逸には注入しないやうにして吳れと云ふやうな事があつたやうでありますが、向ふの政體に干涉しないけれども、何分あゝ云ふ國家も社會も秩序も貧富も貴賤も、悉く破壞し盡すと云ふやうな思想のやうであります、さて鄰國のことは政體に干涉しないにせよ、さう云ふ危險思想が段々他へ波及すると云ふことがあつては、それは支へないか、それは「レニン」が倒れても亦其思想と云ふものが起つて來るのだと云ふと、是は樂觀すべきものであるまいと思ふのであります、さう云ふやうな點に至つても、唯隔岸の火災視する譯のものでもあるまい、大にさう云ふ危險思想の防禦と云ふものに付ては是は注意しなければならぬことであらうと思ふのでありますが、詰り此穩和派、過激派が我國に對しての態度はどう云ふものであるか、又さう云ふ思想を假令人の國の政體に干涉せざるも斯う云ふことは成るべく此方に波及しないやうに、是は餘程注意をしなければならぬことであらうと思ふのであります、更に是は唯々新聞の一つの風說であるかも知れませぬけれども、先般米國の方で何か鐵道隊と何とか云ふやうなものを、西比利亞の方に派遣を致し、何か日本の長崎の方に於て、それが向ふへ出張して又歸つたとか云ふやうな說もありまするが、其鐵道隊と云ふものが、何で向ふの方へ出張になつたものであるか、其邊の事情、又是も間違かも知れませぬけれども、先日高橋君が黑龍江の船舶を米國で買上げたとか云ふやうなこともあると云ふことに付て、總理大臣に御尋になつたらば、不幸にして未ださう云ふ報道に接しないと云ふことでありましたが、其鐵道隊のこと、それから米國の船舶買占と云ふやうなこと、斯う云ふやうな

ことは有つたことでもありまするか、無いことでありまするか、それを一つ伺ひたいのであります、詰り出兵問題の動議、それから西比利亞に於ける、即ち治安交通又物資其他のことは放任して置いても安心であるか、若し安心でなしとすれば、何かそれ等の爲に出兵の必要と云ふことはないか、それから向ふの方の過激派穩和派の我國に對する態度はどう云ふものであるか、又其危險思想とか云ふことに付てのことでありまするが、それから米國の鐵道隊、武器の買占、斯う云ふやうなことは事實であるや否やと云ふことの質問であります。

○議長(公爵德川家達君) 本野外務大臣。

〔國務大臣子爵本野一郎君演壇に登る〕

○國務大臣(子爵本野一郎君) 唯今の杉田君よりの御質問に對して、一言御答いたして置きたいと思ひまする、出兵問題が湧出たに付て、何れ是は何處から言出したことであると思ふが、一體是に對する動機はどう云ふものであるかと、斯う云ふ事の御質問でありましたが、無論此西比利亞出兵問題と云ふものの起りました動機は、先程申しました通り、露西亞の狀況が今日のやうな混沌たる狀態になつて來た問題であります、併ながら唯今杉田君の御質問になりました事を、此所で私が明白に申しますれば今日まで此問題に關して聯合與國と帝國政府との間に意見の交換のあつた事を明かに述べねば十分の事は分らぬのであります、併し此事は今日此議場に於て未だ之を發表するの時機に達して居りませぬ、此事は御斷り致して置きます、又西比利亞に於て萬一帝國が行動をせねばなりませぬと云ふ場合には、時機はどうであるか、もう既に遲れて居らぬかと云ふやうな御質問でございますが、此行動の時機如何に依りまして、是が若し假令斯う云ふやうな事がありと致しましても、先程も言ひました通り政府と致しましては最も愼重に考慮を致して、機宜を誤らぬやうにしなければならぬのであります、今日より豫め何時どうと云ふ事を明言する事は無論出來ぬ次第であります、西伯利亞に在る物資又極東方面に在る軍需品其他の物にして敵の手に陷る危險にないか、無論此問題は最も重大な問題であります、帝國初め聯合諸國に於きましても大に憂慮いたして居る點でございます、此點に付きましては、最も深く注意を致して居りまして機宜を誤らないやうに致す積りでございます、又露國の人民は今日本に對して過激派と云はず、穩和派と云はず、如何なる感想であるであらうか、如何なる感じを持つて居るであらうかと云ふやうな御質問でございましたが、私が今日まで得て居ります所の報告に依りますれば、露國人一般から申しますれば、決して日本に對して敵愾心を持つて居る、日本を敵と看做すと云ふやうな觀念のあるやうには思はれませぬのであります、無論多くの露西亞人でありますから、中には多少さう云ふ觀念のある者もあるかも知れませぬ、一般に之を申しますれば、露國人全體と云ふ者は日本に對して惡感情を持つて居り、日本人を敵とすると云ふ考を持つて居ると云ふ傾向は未だ見えませぬ、尙又最後に亞米利加の鐵道隊云々と云ふことに付て、御質問もございました、此點に付て一言御答いたして置きたいことがあります、露西亞がまだ今の政府になりませぬ前、即ち獨逸に對して盛んに敵對行動を執つて居る時代でございました、露西亞の鐵道の運輸と云ふものが十分にいかぬと云ふので、露西亞から亞米利加に相談を致しまして、亞米利加から技師を聘しまして、露西亞の鐵道の運轉を良くすることを賴んだと云ふ事實がございます、先頃まで長崎に二百何十人と云ふ亞米利加の技師が居りますのも即ち其雇はれた技師の一部であります、此技師の一部と云ふものか今西伯利亞方面に參つて居ります、一部だけ參つて居ると云ふことを承知いたして居ります、是は全く露西亞人が監督して居りまする所の鐵道の一部分の改良を計る前からの目的を遂行する考で行つて居ると云ふことを聞いて居ります、是は全くの事實だらうと存じます、亞米利加が黑龍江にある船を買つたと云ふことも新聞で見ました、又是に付ては色々調査も致して見ました、今日まで私が得て居りまする所の報告に依りますれば、新聞に出たことと云ふものは事實ではなさそうに思はれるのであります、是が的確の事實であると云ふことの報告は未だ得て居りませぬ、大體杉田君の御質問に對しては御答いたした積りであります。

○杉田定一君 外務大臣の今の御説明は要領を得ませぬのでございます……

○議長(公爵德川家達君) もう少し大きな御聲で願ひたう存じます

○杉田定一君 西伯利亞に於ける兵器或は交通或は居留民の治安、其點に付て何か不安な點がないか、其事を御尋ね申した、政府は其點に付ては大に注意して居ると云ふ唯今の御答辯のやうでありまするが併しながら其點に付ては今の所では御安心であるかどうであるか、別段それらに付て手段方法を講じなくても先づ今の所では安心である、出兵などはしなくても宜い、斯う云ふ其御安心があるのでありますか、さうしてあそこに俘虜が居るけれども、決してさう云ふやうな面倒は起さないと云ふ所の何でありますか、其邊のことに付ては事情を能く御取調べになつて居るでありませうか、其邊に付て安心を置かれるのであるか、どうであるかと云ふ點であるのでございます、それから亞米利加の鐵道委員は是は政府でなく民間の鐵道會社との關係でありますが、又は、政府が何か關係をして居るのでありますか、其邊の所はどう云ふことでございますか、それからもう一つ是はちよつと……(聽取し難し) ああ云ふ危險思想に對してはどうすると云ふのでありますか……其點を伺ひたい。

〔國務大臣子爵本野一郎君演壇に登る〕

○國務大臣(子爵本野一郎君) 西伯利亞の今日の狀況に於て日本人の生命財產其他に付て不安の點はないか、斯う云ふ御質問でございました、それで露西亞の狀態は先程も述べまする通りに極めて混沌たる有樣でありましても今日は平安であつても、明日は不安であると云ふことも有り得べきことでございます、今日唯今御話申す際に今直ちに斯うである、不安であると云ふことは申すことは出來ませぬ、併ながら時々刻々變はる狀態でありまするから明日どうなるか、明後日どうなるかと云ふことは私は此處で豫言いたすことは出來ませぬ、是か即ち政府が最も深く注意をして居りました臨機應變機宜を誤まらぬやうに致したいと考へて居る次第であります、又亞米利加の鐵道委員と云ふものは政府關係のものであるかどうかと云ふやうな御質問でありました、是は最初露西亞政府から亞米利加政府に申出まして亞米利加の政府から出ましたものであります。

〔海江田準一郎君發言の許可を求む〕

○議長(公爵德川家達君) 海江田君は外務大臣に御質問でございますか。

○海江田準一郎君 はい。

○議長(公爵德川家達君) 宜しうございます……其處で宜しうございます、成るべく大きな御聲で外務大臣に御分りになるやうに願ひます。

○海江田準一郎君 先程外務大臣の御説明に依りまして私が質問いたしました事に付て私は得る所がございまして滿足いたしました、是と同時に戰爭前に露國が印度を脅かす目的を以て今の「アフガニスタン」及び「トルキスタン」の方に敷きました鐵道線路、之を利用しまして獨逸が此機會に印度の背後を脅かすやうなことがないとも限らないのであります若し斯る場合になりましたならば日本は日英同盟の契約に基きまして或る種の責任を分擔しなければならないことであらうと本員は思ふのであります、依つて先程此西伯利亞の方のことに付ては御説明で本員だけは滿足いたしましたが、此獨逸が印度方面に對して今日如何なる活動をして居るか、此事が御説明が出來得る者ならば大體でも宜しうございますがちよつと御説明を願ひたいと思ふのでございます。

〔國務大臣子爵本野一郎君演壇に登る〕

○國務大臣(子爵本野一郎君) 唯今の海江田君の御質問に對しましては遺憾ながら私は今日此處で説明するの自由を持ちませぬ。

○若槻禮次郎君 先程杉田君から御尋ねになりました第一點は私共も是非能く承つて置きたいと思つて居つた所でありますが、外務大臣の御答辯は其點に向つて我々に滿足せしむるだけには御述べにならなかつたのであります、それで此處で改めて極く簡單に私から御尋を申上げて見たいのでありますが、先程の御演説に依りますると日本政府は西伯利亞の出兵のことに付ては提議もしたこともなければ又發案をしたこともない、又聯合與國から帝國政府に對して何等の提議をなしたこともない、斯う外務大臣は御述べになつたのであります、それはもう外務大臣の御言明でありますから其通りであらうと私は考へて居ります、唯外國から參ります電報などを見ますと「ロイテル」電報、其「ハーバース」電報、總てさう云ふことを見、並に其到着電とありますから何れ政府では能く御承知になつて居ることと思ひます、斯う云ふことが外國新聞の論説として出て居る所に依りますると、總て日本の提議と云つて居る、出兵に對する日本の提議と云ふことを英吉利も考へ佛蘭西も考へて亞米利加に於ても考へて居る所である、是は日本から提議をなさらないのに彼地に於て

は左樣に云ふのでありませうか、無論誤つて傳へられて居ることと思ふのであります、そこで伺ひたいのは日本では提議をなさらず發案もなさらない、與國からも亦提議はしてないと云ふことは明かになりましたが、提議或は發案と云ふやうな程のことでなくして、西伯利亞の出兵に付ては日本政府は何等か積極的なる行動を御執りになつて、それは提議或は發案ではないけれども、外國では之を日本の提議と受取つて居るやうなことはないのでありますか、詰り帝國政府は自分で是等のことに付ては何等かの形のことをなされたのでありますか、外務大臣は其事に就て答辯をすると云ふと、與國との交渉のことを明かにせぬければならぬので今日は此事は言はぬと云ふ御答辯でありましたが、私は其内容は伺ひませぬでも宜しうございますけれども、外國に於て日本の提議なりと誤解するやうな何等かの形を御執りになつたのであるかどうか、此一點だけ伺ひたい。

〔國務大臣子爵本野一郎君演壇に登る〕

○國務大臣(子爵本野一郎君)　唯今若槻君からの御質問の次第は至極御尤のことでございます、外國の新聞其他に於て日本から發議したとか、提議したとか云ふやうな誤報が傳つて居りますから、先づ私は明かにさう云ふことはないと云ふことを此席上に於て明かに聲明いたして置きたいのであります、外國新聞は如何なる事柄を理由としてさう云ふ風說を傳へたかと云ふことは私は承知いたしませぬけれども、帝國政府が何等か積極的行動を執つたが爲に斯の如き風說の傳はる理由はないと云ふことを私は茲に明言いたすことは出來ませぬ、それで此點に付きましてはどうか誤解のないやうに致して置きたいと存じます。

○若槻禮次郎君　ちよつと御言葉が私には受取ませぬのでしたが、帝國政府は何等積極的行動を執つたことはないと云ふことを御言明になつた、斯う云ふことでありますか。

○國務大臣(子爵本野一郎君)　左樣でございます。

〔國務大臣伯爵寺內正毅君演壇に登る〕

○國務大臣(伯爵寺內正毅君)　諸君、第四十回帝國議會の將に終りを告げんとするに當りまして、茲に重ねて所思を披瀝することを得ますするのは本大臣の洵に光榮とする所でございます、政府は時局の重大なるに鑑み、國防の充實、其他緊切急務なりと認めたる豫算及法律案を提出いたしましたる所が、諸君は愼重審議の結果、重要なる諸案に對して速かに協贊を與へられました、此事たる一に諸君が國家の將來を念とせらるる愛國的精神の發露に外ならざるものと信じます、茲に深厚なる敬意を表する次第でございます、將來時局の推移は今より豫言は出來難いのでありますが、露獨單獨講和の結果、獨逸の勢力は漸次極東に波及し、東洋の平和を亂さんとする虞がありますのであります、政府は萬一帝國の安危利害には拘はり、又は聯合與國の共同の利益を保護する必要ある場合に臨みましては、斷乎たる機宜の處置を執ることを決心して居るのでございます、諸君凡そ國難に處するに當りまして奉公の至誠を盡すことは我國民固有の美性でありまして、內外に對して竊に誇とする所であります、今や時局愈々重大ならむとする時に當りまして、茲に政府の意嚮を表明して國民の自覺を促がす必要ありと認めます次第であります、終りに臨み諸君連日の御盡瘁を感謝すると同時に、時局の進展如何に依りましては、重ねて近く諸君の來會を煩はすことがあるかも知れませぬ、此一事は豫め諸君の御念頭に置かれむことを希望いたす次第でございます。

○議長(公爵德川家達君)　日程第二十、德山港を特別輸出入港に指定の請願會議。

〔左の意見書案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に傚ふ〕

意見書案

德山港を特別輸出入港に指定の件

山口縣都濃郡德山町長尾越悌輔呈出

右の請願は山口縣德山港は天然の良港にして灣內には多數の艦船出入し灣頭には諸工場及工場豫定地あり既に同町に於ては市區改正及築港計畫準備せられ大正八年度より之を實施せむとするの狀態にして貿易港たるの資格を具備するを以て同港を特別輸出入港に指定せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

○男爵內田正敏君　本員は海軍大臣に質問いたしたうございます、唯今日程に上つて居りまする德山港を特別輸出入港に指定すると云ふ請願に對しましては、政府委員は委員會に於きましては必要ありと認むると云ふことでありましたが、然るに御承知の如く德山には海軍の練炭製造所を置いて居る所である、殆ど要港に近いやうな意味を有つて居る所の港と想像いたします、是を特別輸出入港に致しますことに付きましては、海軍大臣は如何なる御考を有つて居られますか、一應大臣の御意嚮を伺つて置きたいと思ひます。

〔國務大臣加藤友三郎君演壇に登る〕

○國務大臣(加藤友三郎君)　德山を特別輸出入港に致しますと云ふことに付きましては、海軍省所管上に於きましては何等差支ございませぬ、それだけ申上げます。

○議長(公爵德川家達君)　本請願を採擇の上政府に送付すべしとする說に同意の諸君の起立を請ひます

○議長(公爵德川家達君)　少々御起ちの儘に願ひます……過半數と認めます。

○議長(公爵德川家達君)　日程第二十一、橫須賀浦賀間鐵道敷設の請願、第二十二、炭價調節の請願、第二十三、鶴岡區裁判所狩川出張所設置の請願會議

意見書案

橫須賀浦賀間鐵道敷設の件

神奈川縣三浦郡浦賀町長川島平藏外百十名呈出

右の請願は神奈川縣三浦郡は勝地に富み各種の產業發達し殊に浦賀町は近時造船事業の發展に伴ひ貨物の出入人馬の往來頻繁を加へ交通機關の不足を感すること切なるを以て速に橫須賀線を浦賀町迄延長して敷設せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

意見書案

炭價調節の件

京都商業會議所會頭濱岡光哲呈出

右の請願は近時石炭の價格暴騰し各種工業の蒙る打擊頗大なり依て之を救濟する爲政府は速に撫順炭の產出を增加するの計畫を立てて之を輸入し又石炭の輸出に對しては適當の制限を加へ其の他船舶及鐵道貨車に依る石炭の輸送を便ならしむる等炭價調節の方法を實施せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體に採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

意見書案

鶴岡區裁判所狩川出張所設置の件

山形縣東田川郡狩川村長奧山良平外四名呈出

右の請願は山形縣東田川郡狩川村は交通の要路に當り土地廣く戶口多く產業發達し登記事務逐年果加するも鶴岡區裁判所藤島出張所の管轄に屬し不便なるを以て明年度に於て同村大字狩川に鶴岡區裁判所出張所を設置し同村及立谷澤、淸川、大和十六合の四村を其の管轄區域とせられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正七年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣伯爵寺內正毅殿

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　是等の請願も採擇を致し政府に送付いたして御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

大正七年三月二十六日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

貴族院議長公爵德川家達殿

通牒

本月二十七日貴族院に於て帝國議會閉會式執行被仰出候

○議長(公爵德川家達君)　是にて散會を宣告いたします。

午後二時四十一分散會

第四十回帝國議會貴族院　終

第四十回帝國議會衆議院

○大正六年十二月二十七日（木曜日）

午前十一時二十八分開議

◉勅語奉答文の件

○議長（大岡育造君）　本日を以て、第四十回帝國議會の開院式を擧げられ　勅語を賜りたるに依て奉答文の會議を開きます、奉答文は例に依り起草委員を設けて之を起草せしむることとし、其委員の數は十八名、議長に於いて指名するに御異議は御座いませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がないと認めます、仍て直に委員を指名致します、元田肇君、中橋德五郎君、床次竹二郎君、若尾幾造君、鵜澤總明君、白石直治君、小山温君、榊田清兵衞君、箕浦勝人君、仙石貢君、柴四朗君、藤澤幾之輔君、鈴置倉次郎君、野添宗三君、望月長夫君、肥田景之君、吉村鐵之助君、花井卓藏君唯今指名したる委員諸君は直に議長室に參集せられて、委員長及理事を互選し、引續き起草に從事せられむことを望みます――暫時休憩致します。

午前十一時三十分休憩

――――

午前十一時五十二分開議

○議長（大岡育造君）　休憩前に引續き會議を開きます、起草委員長の報告を求めます――元田肇君。

〔元田肇君登壇〕

○元田肇君　諸君、奉答文起草委員會の經過及結果を報告致します、委員會は指名を受けまして、直に委員室に集りまして、年長者司會の下に委員長理事の互選を致しまして、委員長に不肖、理事に花井卓藏博士が選に當られまして、引續き奉答の議を愼重に審議を盡しまして、唯今朗讀を致しまする所の案を得ました。

恭ク惟ニ

車駕親臨シテ茲ニ第四十回帝國議會開院ノ盛式ヲ擧ケ優渥ナル　聖詔ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ勝ヘス臣等愼重審議協贊ノ任ヲ竭シ上

陛下ノ　聖旨ニ對ヘ下國民ノ委託ニ酬ムコトヲ期ス

衆議院議長臣大岡育造誠恐誠惶謹テ奏ス

斯の如く起草致しました、滿場一致御賛成あらむことを切望致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　唯今委員長の報告になりました奉答文に御異議がなければ、敬意を表するため起立を求めます。

總員　起立

○議長（大岡育造君）　滿場一致可決したることを報告致します、右奉答文は宮中の御都合を伺つて捧呈することに致します、明日は先例に依り午前十時會議を開き、當日の日程を是より報告致します。

〔書記朗讀〕

衆議院議事日程　第一號　大正六年十二月二十八日（金曜日）　午前十時開議

第一　全院委員長の選擧

第二　常任委員の選擧

○議長（大岡育造君）　本日は是にて散會。

午前十一時五十五分散會

――――

○大正六年十二月二十八日（金曜日）

午前十時十六分開議

議事日程　第一號

第一　全院委員長の選擧

第二　常任委員の選擧

○副議長（濱田國松君）　諸君、議長は本日　勅語奉答書捧呈のために參内中でありますから、本職暫く此席を瀆します、諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一去二十五日貴族院より同院成立したる旨の通牒を受領せり

一議員より提出せられたる議案左の如し

優良職工表彰に關する建議案

提出者　成田榮信君

一去る二十五日内閣總理大臣より左の通り發令相成りたる旨の通牒を受領せり

法制局長官　有松英義
法制局參事官　馬場鍈一
拓殖局長官　白仁武
鐵道院總裁男爵　後藤新平
鐵道院副總裁　中村是公
鐵道院理事　森下邦治郎
鐵道院理事　中西清一
朝鮮總督府政務總監　山縣伊三郎
朝鮮總督府度支部長官　鈴木穆
朝鮮總督府事務官　河内山樂三
朝鮮總督府參事官　大塚常三郎
臺灣總督府民政長官　下村宏
臺灣總督府財務局長　末松偕一郎
關東都督府民政長官　宮尾舜治
關東都督府事務官　蠟山長治郎
樺太廳長官　昌谷彰

（各通）
政府委員被仰付

外務次官　幣原喜重郎
外務省通商局長　中村巍
外務省政務局長　小幡酉吉
總領事　藤田敏郎

（各通）
外務省所管事務政府委員被仰付

内務次官法學博士　水野錬太郎
内務省神社局長　塚本清治
内務省地方局長　添田敬一郎
内務省警保局長　永田秀次郎
内務省土木局長　小橋一太
内務省衞生局長　杉山四五郎
内務省參事官　山縣治郎
北海道廳長官　俵孫一

（各通）
内務省所管事務政府委員被仰付

大藏次官　市來乙彦
大藏省主計局長　西野元
大藏省主税局長　松本重威
大藏省理財局長　神野勝之助
大藏省銀行局長　森俊六郎
大藏書記官　勝正憲
大藏書記官　吉川良矩
大藏書記官　河田烈
大藏書記官　關場偵次
專賣局長官　嘉納德三郎

（各通）
大藏省所管事務政府委員被仰付

陸軍次官　山田隆一
陸軍主計總監　隈德三
陸軍中將　淺川敏靖
陸軍一等主計正　鶴淵仙助

（各通）
陸軍省所管事務政府委員被仰付

海軍次官　栃内曾次郎
海軍主計總監　志佐勝
海軍主計大監　久野工

（各通）
海軍省所管事務政府委員被仰付

司法次官法學博士　鈴木喜三郎
司法省法務局長法學博士　豐島直通
司法省監獄局長　谷田三郎
司法省參事官　山内確三郎
司法書記官　近藤三郎

（各通）
司法省所管事務政府委員被仰付

文部次官　田所美治
文部省專門學務局長　松浦鎭次郎
文部省普通學務局長　赤司鷹一郎
文部省宗教局長　柴田駒三郎
文部書記官　山崎達之輔

（各通）
文部省所管事務政府委員被仰付

農商務次官　上山滿之進
農商務省農務局長　道家齊
農商務省商工局長　岡實
農商務省山林局長　岡本英太郎
農商務省鑛山局長　崎川才四郎
農商務省水産局長　鶴見左吉雄
農商務書記官　鈴木英雄
製鐵所長官　押川則吉
製鐵所理事　吉川雄輔
特許局長　村上隆吉
戰時保險局長　片山義勝

（各通）
農商務省所管事務政府委員被仰付

遞信次官　内田嘉吉
遞信省通信局長　中川健藏
遞信省電氣局長　肥後八次
遞信省管船局長　若宮貞夫
爲替貯金局長　天岡直嘉

遞信書記官　中西四郎

（各通）

遞信省所管事務政府委員被仰付

〔左の報告は朗讀を經ざるも參照の爲め茲に掲載す〕

一委員長及理事左の通り當選せられたり

勅語奉答文起草の件委員會

委員長　元田肇君

理事　花井卓藏君

○副議長（濱田國松君）　是より會議を開きます、日程第一、全院委員長の選擧を行ひます。

第一　全院委員長の選擧

○副議長（濱田國松君）　選擧に先だちて手續の御注意を申上げます、全院委員長選擧の手續は總て先例に依ること、投票は無記名投票、選擧の手續は諸君の御手許に配付してあります投票用紙に、被選者一名の氏名を記載せられまして、御手許の木札を添へて御持參あらむことを希望致します、是より氏名の點呼を始めます。

〔書記氏名を點呼す〕

○副議長（濱田國松君）　投票漏はありませぬか――投票漏は無いと認めます――投票函閉鎖――開匣。

〔書記官投票の數を計算す〕

○副議長（濱田國松君）　報告を致します、投票總數は二百八十一、名刺の總數は二百八十二であります名刺が一票多いのであります、それは投票の方が少ないのでありまして、名刺の一票多い分は、棄權と見るべき性質を有つたものでありますが、此儘進行して御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議は無いと認めます、さう致しまするど過半數は百四十一であります、是より投票の點檢を命じます。

〔長谷川書記官投票を讀上く〕

○副議長（濱田國松君）　投票點檢の結果姓名にあらざることを記載せる一票は無効と致します――投票の結果を書記官長より報道致します。

〔寺田書記官長朗讀〕

百九十四點　山根正次君

八十一點　高橋久次郎君

二點　花井卓藏君　一點　橋本太吉君

一點　床次竹二郎君　一點　尾崎元次郎君

○副議長（濱田國松君）　衆議院規則第三十條に據り山根正次君當選せられました。

〔拍手起る〕

〔全院委員長投票者氏名左の如し〕

磯部尚君　岩崎勳君
井上敬之助君　岩崎總十郎君
石射文五郎君　伊東重君
井上角五郎君　生田和平君
井島義雄君　鳩山一郎君
秦豊助君　生原忠右衛門君
八田宗吉君　板東勘五郎君
原田十衛君　荻亮君
林爲良君　西村正則君
西村種禮君　堀切善兵衛君
戸狩權之助君　床次竹二郎君
陣軍吉君　長田桃藏君
小山田信藏君　尾見濱五郎君
小山温君　奥村三樹之助君
小川平吉君　小田切磐太郎君
大石五郎君　奥田龜造君
岡崎邦輔君　奥田榮之進君
若尾幾造君　渡邊陳平君
渡邊祐策君　粕谷義三君
河上哲太君　川原茂輔君
神川長久君　横田千之助君
吉原正隆君　高橋光威君
高島順作君　田村順之助君
瀧正雄君　高岡唯一郎君
高橋嘉太郎君　高橋辰二君
田中隆三君　坪田十郎君
土屋清三郎君　頭本元貞君
恒松隆慶君　根本正君
中倉萬次郎君　中村喜平君
鳴海文四郎君　中橋德五郎君
中村啓次郎君　中野寅次郎君
南里琢一君　長峰與一君
中西六三郎君　村野常右衛門君
武藤金吉君　漆昌巖君
上野松次郎君　牛田唯一君
則元由庸君　野田卯太郎君
工藤善助君　工藤吉次君
工藤卓爾君　熊谷直太君

熊谷五右衛門君　山本悌二郎君
八木逸郎君　柳原九兵衛君
山内範造君　山口恒太郎君
前田米藏君　牧山耕藏君
丸山豊治郎君　松浦五兵衛君
政尾藤吉君　松田源治君
福井三郎君　古谷久綱君
小林源藏君　兒玉好熊君
江藤哲藏君　寺田省歸君
秋本喜七君　秋山金也君
赤尾彦作君　天春文衛君
阿部德三郎君　阿部武智雄君
赤間嘉之吉君　齋藤珪次君
齋藤壽雄君　佐々木文一君
澤來太郎君　齋藤紀一君
榊田清兵衛君　木村政次郎君
宮本逸三君　三輪市太郎君
三土忠造君　清水市太郎君
白石直治君　志々目藤彦君
廣岡宇一郎君　西田銳吉君
廣瀨鎭之君　百瀨清治君
望月圭介君　毛里保太郎君
森田正路君　元田肇君
關矢儀八郎君　鈴木錠藏君
菅野傳右衛門君　隅田豊吉君
井原百介君　磯貝浩君
今村七平君　石田孝吉君
井戸文四郎君　石川又八君
井原喜代太郎君　岩佐善太郎君
半谷清壽君　早速整爾君
西英太郎君　本田恒之君
戸井嘉作君　富田幸次郎君
大森與三次君　大竹貫一君
大津淳一郎君　岡部次郎君
小山東助君　片岡直温君
川崎安之助君　片木政治郎君
唐端清太郎君　加藤政之助君
川村惇君　河西豊太郎君
川村精之君　河波荒次郎君
横山金太郎君　頼母木桂吉君
高木正年君　田中萬逸君
竹村良貞君　高田耘平君

田中善立君　高橋久次郎君
武市彰一君　武富時敏君
添田飛雄太郎君　長島鷲太郎君
永田吉右衛門君　紫安新九郎君
村松龜一郎君　鵜澤宇八君
上村耕作君　上島長久君
野村嘉六君　山口俊一君
山田正年君　山田珠一君
正木照藏君　松岡勝太郎君
町田忠治君　松田三德君
古屋慶隆君　降旗元太郎君
藤澤幾之輔君　小泉又次郎君
小寺謙吉君　小山松壽君
小西和君　綾部惣兵衛君
淺野順平君　荒川五郎君
安達謙藏君　齋藤隆夫君
櫻井庄平君　棚瀨軍之佐君
佐々木正藏君　行德健男君
三木武吉君　箕浦勝人君
島田三郎君　下岡忠治君
柴四朗君　平島松尾君
平山岩彦君　森田茂君
望月小太郎君　關和知君
仙石貢君　鈴置倉次郎君
鈴木富士彌君　犬飼源太郎君
堀川美哉君　土井權大君
大口喜六君　渡邊昭君
川口木七郎君　高木益太郎君
高松正道君　高戸都三君
中川幸太郎君　村松恒一郎君
植原悅二郎君　野口孝治君
牧野鐵九郎君　前川虎造君
藤井善助君　古島一雄君
近藤達兒君　湯淺凡平君
白河次郎君　望月長夫君
鈴木梅四郎君　石川玄三君
飯田精一君　林平四郎君
堀尾茂助君　富島暢夫君
大林森次郎君　若尾璋八君
金杉英五郎君　我如古樂一郎君
横井藤四郎君　吉田中君
津田毅一君　佃安之丞君

中川隣之輔君　中村靜興君
山根正次君　松本剛吉君
松本誠之君　松井文太郎君
福田辰五郎君　古川清君
兒玉右二君　近藤慶一君
秋田寅之介君　秋田清君
佐々木平次郎君　北井波治目君
美禰龍彦君　森本是一郎君
今井嘉幸君　林毅陸君
小川郷太郎君　小川寅六君
尾崎元次郎君　尾崎敬義君
神谷卓男君　金澤仁作君
河野徹志君　河崎助太郎君
吉田羊治郎君　上田彌兵衛君
松島肇君　松永安左衛門君
赤木龜一君　北田豐三郎君
木下謙次郎君　平田健太郎君
關原彌里君　小久保喜七君
森秀次君

第二　常任委員の選擧

○副議長(濱田國松君)　是より日程第二、常任委員の選擧を行ひます、諸君は是より各部に參集されまして常任委員の選擧を行はれ、其結果を議長迄御報告あらむことを希望致します、尚議長は先刻申上げました通り、參內中でありますから、後刻奉答書捧呈の顛末を當議場に報告せらるることと信じます、尚其他にも會議に付せらるべき案もあるべしと考へるのでありますから、諸君は成るべく御歸りなく當議席に御出席せられむことを希望致します――暫時休憩致します

午前十一時二分休憩

午後一時十七分開議

○議長(大岡育造君)　御報告を申します、本職は本日午前十一時參內を致しまして、鳳凰の間に於て謁見を賜りました、昨日本院に於て議決致しました奉答文を捧呈致しまして、直に陛下に捧呈致しました仍て勅語を賜りました。

〔各員起立〕

朕衆議院ノ深厚ナル敬禮ヲ嘉ス

〔拍手〕

以上御報告を申上げます、尚報告があります。

一　常任委員の選擧に左の通り當選せられたり

豫算委員
第一部
澤來太郎君　古谷久綱君
野田卯太郎君　櫻井兵五郎君
山田珠一君　小橋藻三衛君
中山梅治郎君
第二部
上野松次郎君　中西六三郎君
井上角五郎君　恒松隆慶君
富田幸次郎君　鈴木梅四郎君
河野徹志君
第三部
工藤吉次君　伊東重君
山口恒太郎君　小山東助君
加治壽衛吉君　古屋慶隆君
松永安左衛門君
第四部
毛里保太郎君　牧山耕藏君
高木正年君　久須美東馬君
大津淳一郎君　鵜澤宇八君
小川郷太郎君
第五部
關矢儀八郎君　天春文衛君
小川平吉君　漆昌巖君
武富時敏君　片岡直溫君
尾崎敬義君
第六部
井上敬之助君　工藤善助君
齋藤珪次君　志々目藤彦君
加藤政之助君　島田三郎君
松井文太郎君
第七部
林毅陸君　小林源藏君
西田鋭吉君　中村啓次郎君
三隅哲雄君　早速整爾君
横井藤四郎君
第八部
頭本元貞君　元田肇君
齋藤隆夫君　橋本喜造君
中川幸太郎君　中村靜興君
古川清君
第九部
田邊熊一君　吉植庄一郎君
加藤定吉君　町田忠治君
村松恒一郎君　高木益太郎君
福田辰五郎君

決算委員
第一部
小川藏次郎君　中村喜平君
萩亮君　本間三郎君
松島肇君
第二部
山內範造君　三輪市太郎君
川村精之君　堀川美哉君
近藤慶一君
第三部
生田和平君　阿部武智雄君
土谷全次君　柏原文太郎君
松本誠之君
第四部
一宮房治郎君　柳原九兵衛君
竹村良貞君　佐々木正藏君
堀尾茂助君
第五部
磯野敬君　高橋光威君
上村耕作君　高戶郁三君
有森新吉君
第六部
宮本逸三君　石射文五郎君
樋口秀雄君　小林嘉平治君
長尾元太郎君
第七部
齋藤壽雄君　長峰與一君
南澤宇忠治君　半谷清壽君
石田孝吉君
第八部
原田十衛君　横山勝太郎君
紫安新九郎君　大口喜六君
富島暢夫君
第九部
奥田龜造君　成田榮信君
井戶文四郎君　井島茂作君
中川隣之輔君

懲罰委員
第一部
前田米藏君　森田茂君
戶井嘉作君
第二部
丸山嵯峨一郎君　山田正年君
吉田中君
第三部
熊谷直太君　綾部惣兵衛君
植原悅二郎君
第四部
廣岡宇一郎君　鈴木富士彌君
石川玄三君
第五部
藤野正年君　川口木七郎君
美禰龍彦君
第六部
西村種禮君　阿部德三郎君
井島義雄君
第七部
上埜安太郎君　臼田久內君
黑須龍太郎君
第八部
赤尾彥作君　大森與三次君
松田三德君
第九部
戶水寬人君　秋山金也君
河波荒次郎君

請願委員
第一部
陣軍吉君　神川長久君
菊池良一君　大藪房次郎君
大林森次郎君
第二部
赤間嘉之吉君　高岡唯一郎君
高見之通君　小西和君
伊東知也君
第三部
寺田省歸君　秋本喜七君
片木政治郎君　神谷卓男君
高松正道君
第四部
板東勘五郎君　百瀬清治君

亘　理　胤　正君　今　村　七　平君
我如古　樂一郎君

第五部

南　里　琢　一君　鈴　木　錠　藏君
磯　貝　浩君　川　村　惇君
石　川　又　八君

第六部

福　井　三　郎君　川　崎　克君
長　島　律太郎君　牧　野　鐵九郎君
北　田　豊三郎君

第七部

渡　邊　祐　策君　根　本　正君
川　崎　安之助君　永　田　吉右衞門君
大　堀　孝君

第八部

木　村　政次郎君　奧　村　三樹之助君
河　西　豊太郎君　吉田三郎右衞門君
森　本　是一郎君

第九部

鳴　海　文四郎君　高　橋　本　吉君
牛　田　唯　一君　長　田　桃　藏君
山　口　俊　一君

一議員より提出せられたる議案左の如し

決議案

提出者　元　田　肇君　岡　崎　邦　輔君
床　次　竹二郎君　野　田　卯太郎君
中　橋　徳五郎君　藤　崎　幾之輔君
早　速　整　爾君　下　岡　忠　治君
野　添　宗　三君　望　月　長　夫君
秋　田　淸君　若　尾　璋　八君
花　井　卓　藏君

○議長（大岡育造君）　尚御報告があります、午前に於て全院委員長選擧の際、投票の數より名刺の數が一枚多いことになつて居りましたが、唯今取調べました結果、木札の名刺の外に、紙の名刺を御持參になつたことを發見しました、詰り投票と名刺の數と符合しました譯でありますから、此段御報告致して置きます――休憩前に引續き會議を開きます、常任委員に當選せられたる諸君は、散會後各委員室に於て委員長理事の互選を行はれ、速に議長に御報告相成りたうございます、本會期中前例に依り、本會は火曜日、木曜日、土曜日、委員會は月曜日、水曜日金曜日と定め、緊急議事は此限にあらざることに致したい、委員長理事の互選は都合に依ては本會の日に於ても之を行ふことに致し、又質問は火曜日に於て之をなすことに致したい、以上御異議は御座いませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ以上の如く決します、唯今報告致しました通り元田君外十二名より決議案が提出になり、全院の御賛成を以て出て居ります、唯今之を議事に付するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て決議案を議題と致します、提出者元田肇君。

決議案

○元田肇君　本員は登壇に先だちまして唯今不肖外十二名提出の決議案と云ふことでありますが、寧くは此際に決議文並に提出者の姓名を御朗讀ありたいと思ひます。

○議長（大岡育造君）　朗讀致させます。

〔書記朗讀〕

決議案

提出者　元　田　肇君　岡　崎　邦　輔君
床　次　竹二郎君　野　田　卯太郎君
中　橋　徳五郎君　藤　澤　幾之輔君
早　速　整　爾君　下　岡　忠　治君
野　添　宗　三君　望　月　長　夫君
秋　田　淸君　若　尾　璋　八君
花　井　卓　藏君

戰局の擴大するに伴ひ我か艦隊は既に太平印度兩洋に敵艦を擊攘し更に歐洲の海上に遠征し備さに艱苦を嘗め屢々壯烈なる行動を以て共同の作戰を完うす衆議院は特に院議を以て忠勇なる海軍將卒の勳勞に對し滿腔の敬意を表す

○元田肇君　議長。

○議長（大岡育造君）　元田肇君。

〔元田肇君登壇〕

〔拍手起る〕

○元田肇君　諸君、本員は唯今朗讀に相成りました決議案提出の理由を陳述致しまするの光榮を有します、顧みますれば歐洲戰亂勃發以來、既に三年有半の歲月を經過致して居りまするが益々其の範圍は擴大致しまして、何れの日に終熄を告ぐるか今日では期せられぬ次第でありまして、誠に遺憾とする所でございますが、此間我海軍の將卒諸氏が或は靑島の戰役に於きまして海上の援護をなし、陸軍に協力致したる事などは、今更喋々致す迄もないことで、爾來二年有半以上に亘りまして、太平洋、印度洋、若は阿弗利加の南岸方面、南洋方面に至るまで、無事に運送其他平日の如く致して居るのは、何がためであるかと申しますれば、眼前目には映じては居りませぬが、我海軍の大なる努力奮闘の致す所であることを確信して疑はぬのであります、近時進んでは地中海迄も出動して敵の潛水艇屢々往來するに對し之を擊沈し或は南洋其他に於て敵船の橫行して居つたのを擊攘したこともあります、斯の如くに地中海以東太平洋の間は、帝國海軍の力に依りて無事なるを得ましたために、與國の艦隊なり或は陸軍なりが歐洲の天地に於て專ら其策戰を完くすることを得たのも我艦隊の力與つて大なるものであると確信して疑はぬのである（拍手起る）中原に互に相對陣して百萬千萬の兵を擁し相戰ふ場合に方りましては、痛苦は痛苦、此の間に於ては非常に苦心慘憺たるものがある、併ながら其の功勳の赫々たることは列國皆目を欹つて之を見て居るのでありますが、之に反しまして我海軍の各方面に出動して力を盡して居りますことは、危險を冒し艱苦を嘗めることに至つては決して中原に戰つて居るのに讓らないのであります（拍手起る）が眼前見る所に依ると何を致して居るか殆ど分らぬと云ふやうな有樣に在るのでありまして、實に我海軍將卒の此間に艱苦を嘗め、危險を冒しつゝある忠勇なる勳勞に對しましては、吾々は大なる感謝の意を表しなければならぬと思ふのであります（拍手起る）斯の如き次第でありますからして本日此案を提出致しますに付きまして、殆ど滿場一致の御賛成を得まして、各派より提出者となつて茲に現れた次第であります、私が故らに茲に辯を弄して彼是長く申す必要はないのであります、我國民は滿腔の至誠を濺いで、忠勇なる海軍將卒の功勳に對し、深く敬意を表して居ることを茲に明にすれば足ることゝ思ひます（拍手起る）謹で提出の理由を述べ、滿場一致の御賛同を希ひます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　滿場御異議ないものと認めますが、特に鄭重にするために賛成者の起立を求めます。

〔總員起立〕

○議長（大岡育造君）　滿場一致可決したることを報告致します。

〔拍手起る〕

○政府委員（栃內曾次郎君）　議長。

○議長（大岡育造君）　海軍次官。

〔政府委員栃內曾次郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○政府委員（栃內曾次郎君）　海軍大臣が宮中に召されまして御不在の故を以ちまして、唯今の御決議に對しまして、私より海軍を代表しまして感謝の意を申上げます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　最早年末に際しまして、例に依て明二十九日より、來大正七年一月二十日迄休會をなすことに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ一月二十日迄休會することに決しました、次會の議事日程は公報を以て御通知申します、本日は是れにて散會を告げます。

〔拍手起る〕

午後一時三十五分散會

○大正七年一月二十二日（火曜日）

午後一時十一分開議

議事日程　第二號

第一　所得稅法中改正法律案（政府提出）　第一讀會
第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第三　通行稅法廢止法律案（政府提出）　第一讀會
第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第五　酒造稅法中改正法律案（政府提出）　第一讀會
第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第七　酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案（政府提出）　第一讀會
第八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第九　麥酒稅法中改正法律案（政府提出）　第一讀會
第十　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第十一　淸涼飲料稅法案（政府提出）　第一讀會
第十二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十三　自家用醤油稅法中改正法律案（政府提出）第一讀會

第十四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十五　砂糖消費稅法中改正法律案（政府提出）第一讀會

第十六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十七　織物消費稅法中改正法律案（政府提出）第一讀會

第十八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十九　石油消費稅法廢止法律案（政府提出）第一讀會

第二十　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第二十一　戰時利得稅法案（政府提出）第一讀會

第二十二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第二十三　臨時國庫證券法中改正法律案（政府提出）第一讀會

第二十四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第二十五　貨幣法中改正法律案（政府提出）第一讀會

第二十六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第二十七　郵便法中改正法律案（政府提出）第一讀會

第二十八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第二十九　戰時船舶管理令（承諾を求むる件）

第三十　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

〇議長（大岡育造君）　諸君、報告があります、出征軍隊より本院の決議に對し、議長宛左の謝電を得ました

衆議院ノ鄭重ナル決議ニ對シ麾下一同ヲ代表シ深厚ナル謝意ヲ表ス尚益々奮勵與望ニ添ハムコトヲ期ス右然ルヘク御披露ヲ乞フ

「拍手起る」

尚諸般の報告を致します。

「書記朗讀」

一政府より提出せられたる議案左の如し

所得稅法中改正法律案

通行稅法廢止法律案

酒造稅法中改正法律案

酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案

麥酒稅法中改正法律案

淸涼飲料稅法案

自家用醤油稅法中改正法律案

砂糖消費稅法中改正法律案

織物消費稅法中改正法律案

石油消費稅法廢止法律案

戰時利得稅法案

臨時國庫證券法中改正法律案

貨幣法中改正法律案

郵便法中改正法律案

戰時船舶管理令（承諾を求むる件）

大正七年度歲入歲出總豫算案並大正七年度各特別會計歲入歲出豫算案

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

臨時軍事費豫算追加案

（第一號）大正七年度歲入歲出總豫算追加案

（追第一號）豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

一議員より提出せられたる議案左の如し

家祿賞典祿處分に關する法律案

提出者　川原茂輔君　西英太郎君

原田十衞君　山田珠一君

柴四朗君　山根正次君

淸水市太郎君　堀切善兵衞君

八田宗吉君　山内範造君

河波荒次郎君　天春文衞君

美禰龍彥君　小林嘉平治君

西村正則君　米田穰君

吉原正隆君

沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案

提出者　川原茂輔君　西英太郎君

原田十衞君　山田珠一君

柴四朗君　山根正次君

淸水市太郎君　堀切善兵衞君

八田宗吉君　山内範造君

河波荒次郎君　天春文衞君

美禰龍彥君　小林嘉平治君

西村正則君　米田穰君

吉原正隆君

東方調査局設置に關する建議案

提出者　伊東知也君

一去十九日寺内内閣總理大臣より大岡議長宛左の通任命ありたる旨の通牒を受領せり

政府委員被仰付

法制局參事官法學博士　山田三良君

大藏省所管事務政府委員被仰付

大藏省參事官　黑田英雄君

一貴族院は明二十九日より來大正七年一月二十日迄休會の旨同院より通牒を受領せり

「左の報告は朗讀を經さるも參照の爲め玆に掲載す」

一議員席次の變更左の如し

三番　今村勤三君

八番　大堀孝君

十五番　渡邊昭君

十七番　西村丹治郎君

十八番　中山梅治郎君

十九番　村松恒一郎君

二十一番　土井權大君

二十二番　野口孝治君

二十四番　湯淺凡平君

二十七番　牧野鐵九郎君

二十八番　前川虎造君

三十二番　望月長夫君

三十三番　犬飼源太郎君

三十六番　藤井善助君

三十七番　鈴木梅四郎君

四十二番　吉田羊治郎君

四十三番　田島達策君

四十四番　我如古樂一郎君

四十七番　小川寅六君

四十九番　河野徹志君

五十番　花井卓藏君

五十一番　橋本太吉君

五十二番　尾崎元次郎君

五十六番　大藪房次郎君

五十七番　松井文太郎君

五十八番　松田三德君

五十九番　大林森次郎君

六十三番　森本是一郎君

六十五番　津田毅一君

七十番　石川玄三君

七十一番　佃安之丞君

七十二番　津末良介君

七十三番　平田健太郎君

七十四番　佐々木平次郎君

七十五番　河崎助太郎君

七十八番　飯田精一君

七十九番　吉村鐵之助君

八十番　越山太刀三郎君

八十一番　小川鄉太郎君

八十三番　若尾璋八君

八十四番　木下謙次郎君

八十五番　金杉英五郎君

八十六番　松永安左衞門君

八十七番　松浦與三郎君

八十八番　山根正次君

八十九番　富島暢夫君

九十番　金澤仁作君

九十三番　北井波治目君

百一番　野村治三郎君

百二番　南里琢一君

百十九番　百瀨清治君

百二十一番　小田切磐太郎君

百二十五番　西田鋭吉君

百三十四番　山内範造君

百四十番　古谷久綱君

百四十三番　阿部德三郎君

百四十五番　磯部尚君

百四十七番　中野寅次郎君

百五十二番　吉原正隆君

百五十三番　熊谷直太君

百五十七番　兒玉亮太郎君

百五十九番　恒松隆慶君

百六十二番　田中隆三君

百六十三番　山本悌二郎君

百六十四番　中橋德五郎君

百六十五番　岡崎邦輔君

百七十一番　坪田十郎君

百七十三番　川原茂輔君

百七十四番　村野常右衞門君

百七十九番　中村啓次郎君
百八十一番　鳩山一郎君
百八十五番　中倉萬次郎君
百八十六番　井上角五郎君
百九十六番　土屋清三郎君
二百五番　頭本元貞君
二百八番　中西六三郎君
二百十二番　岩崎勁君
二百十三番　八田宗吉君
二百十四番　西村正則君
二百十九番　萩亮君
二百二十一番　八木逸郎君
二百二十三番　島田俊雄君
二百二十六番　瀧正雄君
二百二十九番　床次竹二郎君
二百三十番　小久保喜七君
二百三十一番　三土忠造君
二百四十番　小川平吉君
二百五十一番　毛里保太郎君
二百五十三番　土谷全次君
二百五十四番　鵜澤總明君
二百六十四番　岡辰喜君
二百七十番　長島律太郎君
二百七十一番　石田孝吉君
二百七十四番　鈴木久次郎君
二百八十五番　岩佐善太郎君
二百八十八番　川崎克君
二百九十一番　田中萬逸君
二百九十五番　小山松壽君
二百九十六番　三木武吉君
二百九十七番　森田茂君
二百九十八番　關和知君
二百九十九番　小泉又次郎君
三百三番　頼母木桂吉君
三百四番　横山金太郎君
三百五番　早速整爾君
三百六番　藤澤幾之輔君
三百七番　下岡忠治君
三百九番　尾崎行雄君
三百十二番　鵜澤宇八君
三百十三番　齋藤隆夫君
三百十四番　坂口仁一郎君

三百十九番　富田幸次郎君
三百二十八番　大津淳一郎君
三百二十九番　戸井嘉作君
三百三十四番　山口俊一君
三百三十五番　古屋慶隆君
三百三十六番　正木照藏君
三百三十九番　町田忠治君
三百四十二番　石本鏆太郎君
三百五十三番　菊池良一君
三百五十八番　小池仁郎君
三百六十二番　井原百介君
三百六十四番　山田正年君
三百六十五番　野村嘉六君
三百七十三番　武富時敏君
三百七十四番　片岡直温君
三百七十五番　加藤政之助君
三百七十六番　柴四朗君
三百八十番　山道襄一君
三百八十一番　櫻井兵五郎君

○議長（大岡育造君）　是より會議を開きます、諸問の事項があります、左の議員より請暇の申出があります、病氣に付昨二十一日より向ふ十五日間井坂光郎君、病氣に付昨二十一日より向ふ三週間川眞田德三郎君、病氣に付今二十二日より向ふ十日間中山梅治郎君、右何れも請暇の申出があります、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、尚第一部選出豫算委員中山梅治郎君、第二部選出豫算委員富田幸次郎君、第二部選出決算委員山内範造君、右常任委員辭任の御申出があります、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ許可することに致します、各其部の諸君は速に補缺選擧を行ひ御屆あらむことを望みます、各國務大臣より演說の通告があります、第一が寺内内閣總理大臣、其次が本野外務大臣、其次が勝田大藏大臣、大臣の演說に對し質疑の通告も澤山あります、是は順を追うて許します、先づ國務大臣の演說を聽きたる後、通告の順に從つて許可することに致したい、而して簡單なる質問に付きましては、自席から發議することを求めらるゝ場合には、之を許可することもありますが議場の形勢に依りましては、或は又不徹底と存じまする時には、登壇を命ずることもあることを御承知になりたい、寺内内閣總理大臣。

〔國務大臣伯爵寺内正毅君登壇〕

○國務大臣（伯爵寺内正毅君）　諸君、茲に第四十回帝國議會の開かるゝに當り、諸君と相見えまして、政府の所見を述べまするとことは、本大臣の洵に光榮とする所で御座います、今や歐洲の大戰は局面益々擴大致しまして、遂に全世界の大動亂となりました政府は夙に時局の重大なるを想ひまして、外に對しましては、專ら東洋の平和を保全することに努めますると同時に、聯合與國との協調を堅實にして、協同策戰に必要なる行動を取りつゝあるのであります今後も亦力の及ぶ限りは、此方針を以て聯合國に對する信義を完うせんことを期する次第であります、又内に對しましては、國防の充實を圖りまして、國家自衞の基礎を鞏うし、教育を振興し、産業を奬勵し、交通を利便にして、專ら國力の增進を期する考であります、我帝國と同盟國たる英國其他聯合與國との結合は、戰局の進展するに伴ひ、益々鞏固を加へました、最近に於て我皇室と英國帝室との間に、元帥稱號の御交換あらせられたる一事は、兩國間の盟約彌々鞏固なるを證する新しき象徵でありまして諸君と共に慶賀に禁へざる次第であります、又客歲帝國が使節を米國に簡派せしことは、日米兩國民の諒解に多大なる効果がありました、殊に此機會に於て支那問題に關し、兩國間に公正なる協商の成立致しましたのは、將來極東の安寧を念とする者の齊しく認識するところであると信じます、又客歲帝國財政經濟委員を同國に特派致しましたことは、兩國間の經濟聯絡に付き相當の効果を齎らすことゝ信じまする、昨年の十二月聯合國會議の巴里に開催せらるるに當りましては、政府は特に委員を參列致させました、さうして與國委員と互に胸襟を披瀝して、所見の一致を見ることを得ました、支那に對しましては、帝國は時局の進展に伴ひ、益々親善の交誼を敦うし、殊に經濟的結合をして、一層密接ならしむる必要を感得する次第であります、幸にして兩國間の國交益々友好の誼を加ふるに至りましたのは、東洋平和の維持上洵に喜ばしきことと存じます、講和に關しましては、聯合與國は最も嚴正なる態度を執りまして、永遠の平和を得るまでは、干戈を收めざるの決心を以て、戰闘に從事しつゝありまする次第であります、我帝國も亦同一の方針を以て此戰局に處し、萬遺憾なきを期して居りまする次第であります此際に方りまして、本大臣の最も憂慮するところは露國の現狀であります、帝國は誠實なる友邦として同國か能く國歩の艱難を凌ぎ、速に健全なる政府を建設せん事を切望する次第であります、然るに最近の形勢を察しますれば、不幸にして國内の擾亂、漸次極東の露領に波及しまして、動もすれば帝國の國是とする東洋の平和を危殆ならしむるの虞れある事は、洵に寒心の至りに堪へぬ次第で御座います、抑々東洋の平和を維持するの責任は、懸りて帝國の雙肩に在りまする、それ故に戰禍延いて極東の平和を紊し累を帝國に及ぼす場合には、進んで機宜の處置を執ることを躊躇しないのであります（拍手起る）政府は大正七年度の豫算を編成するに方りまして、第一に國防充實の方針を定め、陸軍に付ては兵力の整備充實を圖り、海軍に付ては艦船補充の計畫を立てましたので御座います、而して是が財源の一部に付ては、増税に由るの已むを得ざるを認めまして、之に關する法案を提出致しました、其他時局と關聯して國運の進展上、特に緊急と認むるものに付てはそれ〳〵必要の計畫を立てましたので御座います、尚ほ時運の推移、經濟界の趨勢に鑑みまして、自給自足、長へに經濟上の獨立を期するの目的を以て、是が施設に關し必要なる方策を講じつゝある次第であります、諸君、願くは西歐の戰局と、東亞の情勢とに顧み、我帝國の國是を遂行する上に於て、本大臣の誠意を諒とせられまして、政府の提出する諸案に對し、審議協賛を與へられんことを切望する次第で御座います（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　本野外務大臣。

〔國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇〕

○國務大臣（法學博士子爵本野一郎君）　諸君、第四十回帝國議會の開會に際し、帝國の外交に關し諸君の前に所見を開陳するを得るは、本大臣の最も光榮とするところであります、歐洲の戰局は御承知の如く、既に三年有半の歲月を經過致して、猶屍山血河の慘狀を持續して、未だ終熄するの模樣は見えませぬ、此間聯合與國の卓絶せる陸海軍が、至大の勇氣と確信とを以て、有ゆる困苦辛酸に堪へ、奮闘に從

事しつゝある壯烈の軍事行動は、實に世界の賞讃と尊敬とに値するものと云はねばなりませぬ、帝國は聯合國の一員として、國際上の信義を重んじ、戰爭の目的を遂行するが爲めに、最善の努力を盡し、出來得る限りに於て聯合與國を援助し、協同作戰に努めつゝあることは、與國政府及び國民の均しく認むる所であると云ふことを明言し得るは、本大臣の最も欣快とする所であります、帝國對外政策の基礎は今更申すまでもなく、日英同盟でありまして、帝國が今次の大戰に參加致しました所以も、一に此同盟の信義を尊重するに出でたのであります、爾來帝國政府は我盟邦たる英國に對して、出來得る限りの努力を以て協同援助の實を擧げつゝあるのであります從て兩國の關係は一層親密鞏固を加へましたことは最も明確なる事實であります、戰後に於ける世界の形勢は、今より是を豫言することは出來ませぬけれども、亞細亞に於ける日英兩國共通の利害關係は、永遠久しきに亘り渝るものでない以上は、永く現存の同盟を維持し且益々之を鞏固にするの必要なるは兩國政府及國民の愈々切實に感ずる所であることを疑ひませぬ、本大臣も亦之を以て帝國の方針とせねばならぬと確信致して居ります(「ひや〱」と呼ひ拍手する者あり)對支外交に付きましては、曩に本大臣は政府は支那內部の政爭に對しましては、不干渉の態度を持し、苟も現實に民國の政權を把握せる政府なる以上は、黨派の如何を問はず、常に接觸を保ち諸般の事件を處理し、其政府の行動が帝國の利益と牴觸せざる限り、之に必要なる援助を與へんとするものであると云ふことを聲明致して置きました、爾來政府は常に此方針を一貫して參りましたが其結果兩國の關係は著しく改善せられましたることは、最も喜ぶべきことであります(「のう〱」と呼ぶ者あり)爰に特に一言致したき事は、昨年八月支那政府が獨逸に對し斷然宣戰するに至りましたる事で御座います、抑々極東の平和に對する至大なる危險は、此方面に於ける獨逸の勢力の增進であります、太平洋沿岸に利益關係を有する總ての國家は、皆之が爲に脅威を感ぜざるものはないのであります帝國が獨逸に對して青島の撤退を要求しましたのも專ら此理由に依るのであります、支那が其利害の帝國と同一なることを感知して、遂に聯合與國側に立つて參戰を決行するに至りましたのは、本大臣の諸君と共に滿腔の祝意を表したいと思ふ所であります第三十九回帝國議會に於きまして、既に陳述致して置きました通り、支那政府が獨逸と國交を斷絕しました際に、希望として申出ました關稅の引上、義和團事件賠償金支拂延期、及同事件に關する條約中の或る條項の變更に關しては、帝國は列國と協議中でありましたが、支那に對し同情の念を以て援助を爲し、且つ公正なる待遇を與ふるは當然であると認めまして、政府は聯合與國と共に、此三點に關する支那の希望に應じ、之を承認することに決定致しました、而して關稅の改正問題は、其實施上に於て細密なる攻究を要するものでありますから、目下上海に於て、關係列國の委員會を開いて審議を重ねて居ります、政府は右會議の終了次第、其の結果を公表致す積りであります、日米兩國の關係及米國の參戰に付きましては、昨年本議場に於きまして述ぶる所がありましたが、帝國は米國の參戰に對し、友邦として又聯合國の一員として、誠實なる敬意を表すると共に、今後に於ける共同目的の遂行に付き協議を遂げる爲に、昨年七月特派大使を米國に派遣し、米國政府當局者と隔意なき協議を遂げまして、日米軍事關係に付き滿足なる協定を得た次第であります、又同時に支那問題に關し、彼我の間に談合の機會を得ましたので、我特派大使と米國當局者との間に互に胸襟を開いて意見の交換を行ひましたが、我國政府は支那の獨立維持領土保全に關する帝國政府の誠意を諒解し、玆に虛心坦懷、支那に對する日本の特殊の地位を認め、曩に公表せられたる公文の交換を見るに至つたことは、兩國親善の關係を一層緊密鞏固ならしめたものでありまして、洵に慶賀に堪へぬ次第であります(拍手する者あり)從來支那に對する日本の意嚮に付きましては、往々米國の一部に了解せられて居なかつたこともありましたのみならず日米兩國を離間するの目的を以ちまして、陰謀の行はれて居た事實もありました、我が特派大使が此の機會に於て、帝國政府及國民の意向を、腹藏なく米國官民に對して開示し、此等の誤解を一掃して、兩國間友情の益々親密鞏固なるに至らしめましたのは本大臣の諸君と共に滿足に堪へざる所であります、而して我が特派大使一行が、米國政府及國民より熱誠なる歡迎を受けましたことに對し、帝國政府及國民の深厚なる感謝の意を表したいと思ひます、(拍手する者あり)露國近狀に至りましては、急轉直下の勢を以て意外の激變を來しまして、現に露國の政權を掌握して居る事實上の政府は、既に敵國と休戰條約を締結し、又進んで單獨講和をも爲さんとして居る模樣でありますが、其講和談判の進行に就きましては、情報が區々になつて居りまして、正確のことは今尙判然致しませぬ、今後事態は如何に發展するとも、吾人は最も愼重の態度を以て、之に對する措置を考慮しなければならぬと信じます、併し目下「ブレスト、リトウスク」に於て談判中の講和が果して成立すべきや否やは固より豫測する事は出來ませぬが、米國は日露從來の親善關係に鑑み、露國の誠實なる友邦として、此際に於きましては偏に露西亞國民の健全なる發達を祈り、露國が與國の利益を無視することなく、國家の威信と名譽とを完全に保持せんことを切望して已まざる次第であります、一般平和に關しましては、敵國が屢々間接の方法を以て平和談判の開始を試みましたことは事實でありますが、其敵國の意嚮なるものに對しては、極めて愼重なる警戒用意を以て觀察しなければならぬ、近時聯合國中講和の基礎とも云ふべき意見の發表せられたものがありますが、敵國側の期待とは著しく懸隔して居るやうに考へられます、今後雙方の意見が接近しない限りは、今日の趨勢にては急速に平和の成立すべき見込はないと覺悟せねばなりませぬ、併し講和に關する帝國政府の立場は、玆に之を明に致して置く必要があると信じます、御承知の通り日英兩國は同盟條約に依つて各々單獨に講和條約を締結せないことを約して居るのみならず、帝國は大正三年九月五日の倫敦宣言に加盟致して居りまするが、彼の宣言に調印して居る國家も、之に加盟した國家も皆共同講和の義務を有し、敵國に對して提出すべき講和條件に付ては、豫め協議することゝなつて居ります、然るに帝國政府は今日に至るまで、聯合與國の何れからも、具體的講和條件に關する協議を受けたことはありませぬのみならず、本大臣の見る所に依れば、未だ聯合與國間に於ては具體的に斯る協議を行ふ時機に達して居ないと考へます、之を要するに帝國は既に共同作戰の目的を遂行せしが爲めに、最善の努力を爲しつゝあるのみならず、尙將來に於ても出來得る限り、與國に對し共同援助に盡すべきは勿論の事でありまして、是れ同盟國に對しても、聯合與國に對しても、信義を完うするの道であることを確信致します、若夫れ極東の平和維持の事に至りましては、洵に帝國の重大なる責務に屬するものでありますから、萬一にも極東の安寧が、再び危殆に瀕する如きことあらば、時の如何を問はず、帝國は進んで是が防護の任に當ることは當然の事でありまして、尙前途永遠の平和を確保する爲には、帝國は全力を傾倒するも、敢て之を辭せざるの覺悟が無ければならぬと確信致す次第であります。

○議長(大岡育造君) 勝田大藏大臣。

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣(勝田主計君) 諸君、私は玆に大正七年度の歲計豫算を諸君に御紹介申上げ、並に政府の財政經濟に關係致しまする所の、施設の一班に付きまして申上げたいと思ひます、暫く御清聽を煩はしたいと思ひます、抑々帝國政府の財政經濟に關係致しまする所の大體方針に付きましては、現內閣成立以來屢々之を宣明致して居りまする次第で御座いますから、玆に之を繰返す必要を認めないと思ひます、今や宇內の情勢に鑑みまして、帝國の施設方策と致しまして、急設を要するもの甚だ多いと云ふことは多言を用ひませぬ、殊に先刻總理大臣より申上げました如くに、國防充實の如きは一日も忽にすべからざる所のものであります、夫故に大正七年度の豫算を編成するに方りましては、政府は國防の充實に付きましては、出來得る限り必要なる計畫に應ずる經費を計上致しました、次に時局に伴ひまして、將來に向つて國運の發展に資すべき產業の發展、或は敎育の振興等に必要なる經費を計上致しました、其他一般普通の經費に付きましては、努めて之を節減するの方針を採りました、右の方針によりまして編成致しました、大正七年度の總豫算に計上致してあります所の歲入は、經常部に屬するものが六億四千五百餘萬圓、臨時部に屬するものが七千六百餘萬圓、合計七億二千百餘萬圓と云ふ事に相成つて居ります此歲出の經常部に屬しまするものが四億八千百餘萬圓臨時部に屬するものが二億四千餘萬圓、合計七億二千百餘萬圓と云ふことで、收支の計算が符合することになつて居ります、此の豫算を編成致しますに方りまして、右申しました歲出合計七億二千百餘萬圓に對しまするところの既定の歲入は其合計六億八千餘萬圓であります、差引四千百餘萬圓と云ふ歲入

の不足を見た譯であります、此の歳入の不足を補塡致しまする爲には、前年度の剩餘金の中より二千六百餘萬圓を繰入れました、尙は差引不足額千四百七十餘萬圓と申しまするものは、國防の計畫上後年度に亘りまして、必要なる恒久的財源を調達するの目的を以ちまして、租稅收入、專賣局益金及び通信收入に付きまして、增收の計畫を立てまして、其の大正七年度の歳入を以つて之れを補塡すると云ふことに致しました、大正七年度の總豫算中に計上致して居りまするところの、歳出の主なるものに關係致しまして、茲に一言致しまする、國防計畫に關しましては國家自衞の保障を全うする主旨を以ちまして、海軍軍備の補充を計りました、即ち大正七年度に於きましては、軍艦製造費に二千五百四十四萬圓と云ふものを計上しました、尙同年度以後大正十二年度に亘りまして、總額三億五十四萬圓と云ふものを追加要求致しました、是で既定の豫算額にして大正七年度以後使用するものを合計致して見ますと、五億八千四百餘萬圓を支出すると云ふ計畫を立てたことになるのであります、今回海軍補充を致しました此の計畫は御承知の如くに歐洲戰爭の經驗に鑑みまして、艦型其他に變更を加ふるの必要を認めまして、更に艦艇の增加の必要を認めました、尙物價の騰貴に依りまして、既定の經費を以ちましては、本年度に於て豫定の計畫を遂げ難き、詰り虞がありますによつて、是等に要しまする經費を計上致しました次第で御坐います、其他海軍に就きましては、大正七年度に於て水陸設備費の追加六百五十九萬餘圓、航空隊設備費の追加百萬圓、火藥廠設備費二百四十七萬圓、準備軍需品費、無線電信所の設備費、臺灣豫備油田試掘費、斯樣な項目を計上致しました、陸軍の軍備充實に關しましては、現在の兵力を充實を致しますことを主眼と致しまして、六箇年度を以て大體其目的を達するの計畫であります、尙定規の豫後備兵の完成を致しまするには、更に十二箇年を要しまする、從つて本計畫は十八箇年度に亘りまして出來て居ります、其の臨時費の總額が五千五百二十六萬餘圓、同期間に要しまする所の經常費の總額が一億二千八百七十三萬餘圓、經常費の平年度分を申上げますれば八百六十餘萬圓、大正七年度に於て計上致してあります所の經常臨時兩經費を合せまして八百八十五萬餘圓と云ふことになつて居ります、其他陸軍に就きましては、幹部要員補足に要する經費、補充兵教育召集の爲に要する經費、特種兵器製造及試驗費、軍用氣球研究費の增加、自動車研究費の增加、自動車奬勵費、斯樣なる項目を計上致しました右國防に關係致しまする所の經費の外に、產業の發展を圖り、我經濟的基礎の確立を期するの施設と致しまして、製鐵所擴張費の追加千百五十八萬餘圓、大阪工業試驗所の設置費、綿羊の飼育奬勵費、臨時窒素研究所の設置費、遠洋漁業奬勵費の增加、土地利用費、漁港の修築奬勵費、農業倉庫の建設奬勵金の增加、絹業試驗所の設置、海外商品陳列館の設置補助費斯樣なものを計上致しました、教育の振興に關しましては、市町村立小學校教員の俸給は・其一部を國庫より支出を致しますると云ふ事を、機宜に適するものなりと認めまして、之を要しまする經費千萬圓を計上致しました、其他福岡農科大學、第十一高等工業學校、第三高等農業學校、第六高等商業學校、東京貿易植民語學校、第九、乃至第十二高等學校、藥學專門學校等の創立、東北帝國大學機械工學科の設置、航空研究所の創設、科學研究奬勵費等必要なる支出を計上致しました、以上の外大正七年度豫算に計上致しました所の、尙主なる歳出の項目を申して見ますれば諸河川改修工事繰上等に伴ふ年割額の增加、預金利子及利子拂手數料の增加、國庫豫備金の增加、議院建築費、田畑地價調査費、國勢調査費、官有財產調査費、地方裁判所支部權限擴張に關する經費、區裁判所設置に關する經費、海外信支拂金の增加、恩給の增加、內地各地間及東京京城間の電信線路の增設費、無線電信局の設置費、電氣工業用發電水力調査費、商船學校擴張費、斯樣なるものを計上致しました、國防計畫の實行に當りまして其經費の性質上、御承知の通り後年度に亘りまして恒久的財源を確保することの必要なるに依つて、既に述べました如く、增收計畫を立てました、今茲に增收計畫に就きまして、其概要を申上げたいと思ひます、第一は租稅であります、此租稅に就きまして增收計畫を實行致しますに當りまして國民負擔の狀況を見まして、其餘力ありと認むるものに對しましては、之を增徵致しまして、其苛重と認めまするものに對しましては、之を緩和致しました、尙現行租稅の權衡上必要ありと認めましたものに對しては、新に課稅を致しました、以て負擔の權衡其宜しきを制すると云ふことを考へました、特に此時局の趨勢に鑑みて、小所得者の負擔を輕減致しまして、主として下層社會の負擔する租稅を輕減し、國民生活の安固と產業界の發展とを期することを以て、增收計畫の要諦と致しました、此趣旨に依りまして、所得稅酒稅を增徵致しました、砂糖消費稅、織物消費稅に改正を施しまして、砂糖消費稅に於きまして、飴を課稅物件に加へました、又「メリヤス」及「フェルト」に織物消費稅を課することに致しました、尙清涼飮料稅と云ふものを新設致しまして、自家用醬油稅の制限石數を改正致しました、是等と同時に一方通行稅及石油消費稅と云ふものを全廢する事に致しました、所得稅に就きましては、元來本稅は比較的彈力に富んで居りまして、殊に中級以上に於て其負擔の餘裕ありと云ふことを認めました爲に、第一種の所得に於て二割を、第二種の所得に於きましては、社債に於て稅率千分の十に引上を致しました、第三種の所得に於きまして、約二割の引上を致しました、併ながら一方小所得者の負擔を輕減することの目的を以ちまして、所得金額五百圓未滿のものは免稅致しました、且所得金額千圓以下のものに、特別控除金と云ふものを增加致しまして、其結果は一割三分の增稅を致したと云ふ事柄になるのであります、尙從來累進率の最高階級は御承知の如く、法人に在つては二十萬圓、個人に在つては十萬圓之を改めまして法人に在つては三十萬圓、個人に在つては二十萬圓と云ふことに致しました、酒の稅に就きましては、酒造稅に於きましては現行一石の稅金二十圓を二十三圓に引上げました、一般に含有酒精分に甚く稅率の種類を改訂致しまして、大體約一割五分の增率を行ひました、淸酒貯藏減量に對する所の免稅を認めまして、現行法に於ける浮引減量百分の二と合せて、百分の五を控除することに致しました、又酒精又酒精含有飮料稅の稅率を幾らか引上げまして、麥酒を現行一石の稅金十圓のものを十二圓に引上げることに致しました、織物消費稅に付きましては、消費の趨勢に鑑みまして、綿織物の負擔を成べく減じて、絹織物の負擔を幾分か加重し、以て課稅の均衡を圖る爲に、絹綿に依りまして其稅率の區別を致しました、即ち現行の法律に依りますれば、總ての織物が從價一割になつて居ります、是は綿織物は二分を引上げて八分とし、絹織物は三分を引上げて一割三分とし、其他の稅率は現行稅率に据置くことに致しました、尙織物と同一用途に使用される所の「メリヤス」及「フェルト」であります、此兩者は織物と看做して織物消費稅を課し、以て課稅の均衡を得ることに致しました、且徵稅事務の補助を爲し居る所の組合に對して、交付金を下付することに致しました、砂糖消費稅に付きましては、新に飴を課稅物件に加へまして、每百斤二圓の課稅をすることに致しました、近來菓子製造業の發達に伴ひまして、砂糖の代用品として、飴の消費が非常に增加すると云ふ傾がありまするに因て、其均衡上課稅を致すと云ふことに致したのであります、淸涼飮料稅に付きましては、炭酸瓦斯を含有する飮料に於きまして、一石に付て五圓の割合を以て課稅することに致しました、蓋し社會の進運に伴ひまして、淸涼飮料の需用が著しく增加致しまして、酒類殊に麥酒と併せて消費せらるゝ狀況でありまするから、其均衡上補充稅として之を課するの必要を認めた次第であります、通行稅に付きましては、本稅は主として短距離の通行に賦課されて、殊に都會地に於ける下層階級の負擔を輕減するの必要を認めまして、本稅を廢止することに致しました、或は長距離間の通行稅は之を存置すると云ふことが可なる如き考を致されまするが、實際に之を徵して見ますると、五十哩未滿の通行稅は、本稅收入の約八割七分を占めて居りまする、それでありますからして、長距離間の通行稅は國稅として之を存置すると云ふ其價値が極めて少ないので、寧ろ此際之を全廢した方が宜いことではないかと云ふ考を以て全廢の案を立てました次第であります、石油の消費稅に付きましては、今日石油の消費者は、御承知の通り殆ど農家又は山間僻地に住する者に屬して居りまして、而も近來電氣瓦斯事業の發達に伴ひまして、石油の消費と云ふものは段々減少致しまして、本稅はです、此趣を以て推移致しますれば、殆ど收入を見る事の出來ないものになるのであります、のみならず一方に於きまして電燈又は瓦斯等は殆ど今日では課稅物件となつて居りませぬ、斯樣な狀態と比較致しまして權衡上之を全廢する事を可なりと認め、其措置を執つた次第で御座います、尙自家用醬油に付きましては、現行の制限石數五石以下を改めて一石以下と致しまして、尙納期を一回に減ずる等の改正を加へました、以上申上

げました各稅の增減を通じまして、結局其增收高は大正七年度に於て三百四十三萬餘圓、之を平年度としますれば、一千七百二十餘萬圓に上るの見込で御座います、第二に專賣收入に付きまして、御承知の如く近來物價が騰貴致しまして、專賣事業に要します所の經費の增加を來しました、之が爲に專賣局益金の收入が減少致しまする故に、之を補塡するの必要があるのであります、同時に一般財政上の必要より致しまして、財源を得る目的を以ちまして、製造煙草の各品種を通じて、其定價に對し平均約一割七分の引上を實行致しました、之に依りまして、大正七年度は四百十餘萬圓平年度に致しましては、八百三十餘萬圓の增收を得る見込であります、第三に通信收入に付きましては、一般經濟の發達に鑑み、其負擔の難易に顧み、電報料金一音信に付五錢の引上を爲し、小包料金此普通小包は二錢、書留小包を三錢信書を一錢、端書を五厘、斯樣なる引上を致す事に致しました、之に依つて生ずる所の大正七年度の收入は、七百十餘萬圓であります、平年度と致しましては、千百四十餘萬圓に相成りまする、以上租稅並に官業收入の增收計畫實行の結果と致しまして、大正七年度に於きましては、約千四百七十萬圓、即ち是が先刻申上げまする所の、總豫算の不足の額になります、平年度と致しましては三千七百餘萬圓の增收を見ることが出來ます、以上の計畫に依りまする所の收入を以てしては、尙此國防計畫の後年度に亘りまする所の經費に相匹敵することが出來ないのであります、それ故に大正八年度以降國債償還額の五千萬圓の中、二千萬圓と云ふものを、國防充實の財源に供しまして、以て將來に亘る帝國財政の鞏固なる所の基礎を、支持致したいと云ふ考で、斯樣な計畫を立てました、次に臨時事件に關係致しまする經費に付て、一言致したいと思ふのであります、臨時軍事費特別會計に於きましては、其歲出三千三百七十餘萬圓を計上しまして之が歲入と致しましては官有物拂下代金及雜收入の百七十五萬圓で御座います、其他は三千百九十五萬餘圓の借入金並に公債に依る、斯樣に致しました、又大正七年度に於きまする所の臨時事件豫備費であります、臨時事件豫備費の總額は八千四百萬圓を計上致しました、右豫備費中には判任官以下の臨時手當千七百餘萬圓、物價騰貴に基く一般經費の增加額千七百餘萬圓等の特殊の經費を含んで居りまする次第で御座います、此財源と致しまして山東鐵道の收入、靑島事業收入、臨時受託造修收入及戰時海上再保險收入等二千三百五十餘萬圓と借入が二千二百萬圓、前年度剩餘金の繰入が千九百八十餘萬圓を以て之に充てまする外、時局の影響に依りまして增加致しました利得に對しまして戰時利得稅と云ふものを課して、其財源に充つるの計畫を立てました、戰時利得稅は大體に於きまして、法人にありましては開戰前二箇年內に終了致しました所の各事業年度の平均所得額に對しまして戰時事業年度の所得金額が超過する場合に於きましては、其超過額が開戰前事業年度の所得金額の二割を超過する時は、其超過額を戰時利得金と致しまして之に二割を課する、――二割の稅を課する斯樣に致します、個人に於きましては矢張同樣で、唯戰時事業年度の所得金額が大正二年前の二箇年平均所得金額と云ふ事で、之に二割を增加して居るものは未だ課稅は致さぬ、其二割以上超過して居るものに對しては、一割五分の課稅を致す、斯樣な立て前に致しました、本稅は大正七年度より之を實施致しまして、平和克復の年限り之を廢止すると云ふ事に立てました、本稅に依りまして生ずべき純收入は、大正七年度分は千七百九十餘萬圓、平年度三千二百餘萬圓と云ふ事になつて居ります、開戰以來大正七年度に亘りまして、臨時事件に關係致しまする所の經費は四億四千七百萬圓に達して居ります、而して時局の前途を達觀致しまする時には、其終熄の時期と云ふものは、今日より豫定する事は出來ぬのであります、故に其推移に伴ひまして更に之に對應すべき所の施設を要すると云ふ事が無いとも斷言は出來ないのであります、依て政府の財政の按排、經濟の調節等に深く考慮を盡すべきは勿論の事であります、豫め軍國の急に應ずるが爲に、特に彈力ある財政計畫を立つるの必要を認めた次第であります、次に政府の公債發行、並に公債償還の事に就て一言致したいと思ひます、大正七年度に於きまして公債償還に充當致すべき金額は、前年度と同く之を五千萬圓と致しまして、大正八年度以降に於きましては、之を二千萬圓に止むるの計畫を立てました、惟ふに不生產的國債は成るべく之を多額に償還して、以て財政の安固を圖るの必要があらうと思ひます、併ながら既に述べました如く、大正八年度以降に於きましては國防計畫の實行上增收計畫に依る歲入と共に、其の財源に充つるの必要を認めました爲に、之を減じまして三千萬圓と云ふことに致しました、大正七年度に於きまする公債發行計畫に關聯致しまして、大正六年度に於ける公債募集の狀況に就いて、御參考に一言致したいと思ひます、大正六年度の政府募債計畫は臨時國庫證券二億圓を合計致しまして、總計三億六千百八十六萬圓と云ふことになつて居ります、此中で實行未了のものが、鐵道特別會計より致しまして、預金部に返濟致しまする爲めに發行するもの二千萬圓、外國債の借換の爲に發行するもの三千萬圓、臨時事件の豫備費に充つるもの二千萬圓、是れ等が未だ實行致してありませぬのであります、併しながら右の中前二者は金融調節上市場の狀況に依りまして、必ずしも之れを募集せなくても宜いのである、それは此豫算を昨年の夏諸君の御協贊を經る時に私よりして明言致して置きましたのであります、一方に於いて豫算と關聯せざるものにして佛國の圓國庫債券並に同大藏省證券、英國の圓大藏省證券、斯樣なるものゝ發行されましたものが、既に一億五千六百萬圓の多きに達して居りまして、金融の調節に全うする上に就きましては、最早之れで十分と認めまする、それ故に右申しました二者は、之れを本年度の計畫に於ては打切ることに致しました、又後者に就きましては、今日に至るまで是れが發行を必要とする事件が發生致しませぬ、是亦募集の必要を認めませぬのであります、斯樣に申しますれば大正六年度に於ける政府の募債計畫は、大體に於いて完了致したものと明言して私は憚らぬのであります、大正七年度に於ける募債に就きましては、既に述べました所の臨時事件費支辨に要する所の公債以外には、電話事業公債一千萬圓、鐵道公債二千五百萬圓朝鮮事業公債千三百二十萬圓、臺灣事業公債二百萬圓、樺太事業公債百餘萬圓等でありまして、是等の合計が五千百餘萬圓と云ふことになつて居ります、尙臨時國庫證券の發行に關しましては、大正六年法律第七號に依りまして、二億圓の限度を御協贊を經て居ります、併ながら時局の爲に我が經濟の發展並に國際經濟の狀況に鑑みまして、爲替資金の疏通を圖ると云ふことか最も必要である、尙軍需品代金の決濟を圓滑にすると云ふ必要もありますから、更に之を三億圓と云ふものを增加致したいと云ふ見込でありまして、既に其案を議會に提出致してありまする次第であります、是より經濟の狀態に就きまして多少申上げたいと思ふのであります、我國の經濟狀態を通觀致して見ますれば、對外貿易は御承知の如くに、時局の影響を受けまして其面目を一新し、時局發生以來昨年末に至るまでの輸入總額は二十六億二千三百餘萬圓、輸出總額が三十七億九千九百餘萬圓と云ふことになつて居ります、差引十一億七千五百餘萬圓の輸出超過を見た譯であります、尙此外に貿易以外の收入超過と云ふものがございます、是が同期間に於て七億圓であります、之を合計致しまする國際貸借上の收入超過額が約十八億圓に達して居ります、此十八億圓の中に聯合與國に對しまして財政上直接の援助を致したもの、並に間接の援助と見るべきものを合せて見ますると、約十三億圓の巨額に達して居ります、而して又內地正貨の充實と產業の勃興とに資したることは、頗る多いのでありました、時局發生當時に於きまして、我內地の正貨準備は一億三千二百萬圓に達せぬ位でありました、今や是が四億六千萬圓に達して居ります、又昨年末までに銀行會社の新設又は增加の計畫資本金額は二十五億六千餘萬圓に上つて居りまするが、殊に昨年に於きましては、十五億六千萬圓と云ふ巨額に達して居ります、我か經濟の進展を期し、其鞏固なる基礎を樹立致す上に付きましては、金融機關を改善整備すると云ふこと、即ち其機能を十分に發揮せしむると云ふことの最も急務であると云ふことは、私が申すまでもないことであります、曩に政府は第三十九議會に於きまして、各種の法案を提出しまして、幸ひ大體是か通過を見るに至りました、爾來政府に於きましては、本問題に關しまして、愼重の講究を重ねまして劃策實行致しました、就中對支金融機關整備の最も急務なるを思ひまして、滿蒙に對しましては、朝鮮銀行をして貨幣統一、並に一般金融の機關とすることに致しました、又東洋拓殖會社をして、長期金融の機關たらしめ、以て滿鮮の經濟的連絡を圖る、方針を實現することが出來ました、又此支那本土に對しましては、御承知の內地銀行團をして一層活躍せしむると云ふ外に、有力なる日支實業家の設立致しました所の中華滙業銀行の活動に依りまして、日支經濟提携の實を擧げまして、彼我經濟上の發展に資することが大に出來ることゝ信じて疑ひま

せぬ、尙南洋或は南米等に對しましては、既設機關たる所の橫濱正金銀行臺灣銀行等をして、貿易金融の圓滑を圖らしむると共に、近頃設立されました所の海外興業株式會社をして、移民金融の便を圖らしむることと致しました、其他日米日露金融の聯絡に付きましても、目下愼重に講究を重ねつゝある次第でございます、此外內地金融機關に就きましては、現內閣成立以來幾多の改善を加へましたが、本議會に於きましても亦事業資金の潤澤を圖り、一般金融を圓滑にするの目的を以ちまして、之に必要なる提案を致したいと考へて居る次第でございまする、先刻總理大臣並に外務大臣より申されました如くに、歐洲の戰局と云ふものは實に測るべからざるものでありまする、此際に當りまして聯合與國に對しまして、益々此財政上の援助を爲すと云ふことが必要であらうと考へます、之と同時に健全なる產業の發達を圖り、經濟自給の基礎を確立し、以て戰後經濟の變動に對して、豫め備へて置かなければならぬと云ふことも勿論のことであります、政府は既に時局の適應致しまする所の、戰時經濟施設を講ずる所がありましたが、尙將來銳意是が講究を怠らず、機宜の劃策を施して遺算無きを期したいと思ひます、而も能く是等の實効を擧ぐるに付きましては、啻に政府のみではいかぬのでありまして、即ち國民各自の努力を大に俟たなければならぬと私は確信を致して居ります、終に臨みまして、私は諸君が愼重御審議の上、速に協贊を與へられむことを切に希望致します(拍手起る)

○議長(大岡育造君)　床次竹二郎君。

〔床次竹二郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○床次竹二郎君　私は總理大臣に一二の質問を致したいと思ひます、先づ增稅計畫に就て、何れ委細の事は豫算委員會なり、法律案の委員會で承ることに致しますが、此處には極めて簡單に大體の事を伺ひます、此度の增稅計畫が軍備充實に要する費用の不足を補ふために立てられたと云ふのでありますれば極めて明瞭であります、議論のないことでありますが、其內容を窺へば、或は減稅をせんが爲に增稅をせられたではないかと思ふ節もあります、(拍手起る)幾多の稅に廢減を致して、多くの新しき稅を起されて居る、租稅の政策上から見て果して適當の處置であるや否や、又中には產業政策上から見まして今日の經濟狀態に於て、果して適當の處置であるや否やを疑ふ者もあります、中には負擔の輕減より計畫を立てられたものもある趣でありますが、若夫れ下層社會の負擔の輕減より立てられたものと致しまするならば、政府の大體の施設を通觀した上に、尙他に考を運らさなければならぬぢやないかと思ふ點もあるのであります、之を要しまするに、增稅計畫の趣旨が明瞭ならず、徹底を缺いて、尙攻究の餘地があると斷言するのであります、政府は此案を飽迄も固執致さるゝ考でありますか否やと云ふことを、一言承つて置きたいのであります(拍手起る)次に國防の事に就きまして、歐洲大戰の敎訓に依つて、兵器の改良刷新なり、艦艇の補充なり、幾多の方面に於て兵備の充實を圖ると云ふことは、此際に於て最も適當な事であります、加之今日帝國は、交戰國の一員として努力しなければならぬことから考へて見ましても、亦四圍の情勢からして帝國の地位を考へて見ましても、亦現在並に將來に涉つて、此帝國が東洋の平和を維持する重大なる責任を盡すと云ふ點より考へて見ましても、玆に萬遺算なき計畫を立てると云ふことは、今日が最も其時機であらうと考へるのであります(拍手起る)吾々は政府の今日の國防計畫で、果して十分なるものであるや否やと云ふことに付ては、未だ甚だ安心をせざるものがあります、當局者は此案を以て十分なりと御答が出來ますか否や、此事を承つて置きたい(拍手起る)次に外交の事に付きまして、對支外交に付て唯今外務大臣の御演說に依つて、我邦は日支親善を目的とし、兼て彼の國の內政に付ては、不干涉主義を執つて居らるゝ此下に努力せらるゝと云ふことは、其意を諒したのであります、唯た今日或は政府が北方を援助して、南方に壓迫を加へるのではないかと云ふことを疑ふ者が、世の中には尠くないやうであります、(拍手起る)此點は日支兩國の國交上甚だ吾々は遺憾に思ふのであります(拍手起る)而も其關係する所は甚だ重大なることゝ思ふのでありますから、曩に外務大臣の演說に依つて、一應は其意を了解致しましたけれども、事重大なるが爲に重ねて當局者の辯明を求めて置きます(拍手起る)

○國務大臣(勝田主計君)　議長。

○議長(大岡育造君)　勝田大藏大臣。

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣(勝田主計君)　唯今床次君より御尋の第一項に對しまして、私は御答を致したいと思ひます床次君の御尋は、要するに政府の增稅計畫なるものは不徹底ではないか、此不徹底なる增稅計畫に付て政府は之を飽迄も固執するのであるや否やと云ふ、大體の御尋であつたやうであります、政府が此財政計畫を殊に增收計畫を立つるに當りましては、徹底を期して居るのであります、第一床次君の御話の、政府が爰に國防の計畫を立つる必要がありとすれば之を增稅で以て其一部分を償つて行くならば、極めて簡單でないか、然るに爰に其途に出でずして、政府は一面に稅の整理或は廢稅をやる、是は不徹底ではないかと云ふことが、一段のやうであります、成程爰に國防の必要上、其經費を支辨する爲めに增稅計畫を立つると云ふやうなことがありまする際に、增稅一點張りでやると云ふことは、極めて事が明瞭なやうでありますが、併ながら苟も爰に增稅をする必要があるならば、負擔の均衡其宜しきを得ない所のもの等は、之を矢張り整理すると云ふことは當然であらうと思ふ、增稅の必要の爲めに左樣なことをしなければならぬのではないかと思ふのであります、而已ならず今日此世界の狀況を見渡し見ましても、矢張一面に大なる增稅を致しまするが、殊に此下層社會に涉る如き所の稅は之を輕減するやうなことは矢張餘所でもやつて居るのであります(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)決して是は珍らしいことではないのであります、それ故に此點に付きましては、政府が斯の如き方針を以て增收計畫を立てたと云ふことに付ては、一應の考を以て立てゝ居るのです、唯だ無考に左樣なる計畫を立てゝ居るのではないのであります、第二に床次君の御話に依ると、或は下層社會を保護すると云ふやうな意味を以て、此增收計畫と云ふものが立てられて居るならば、豫算全體を通じて尙大に考慮を要すべき點があるやうな、御口吻でございましたが、尤も此豫算を編成致しまするに當りまして、成るべく斯樣なる際、即ち此今日の時局に於て多少中流以上が良好なる收入を得て、下層社會の負擔を、幾分なりとも轉嫁することの出來る時に之を實行致して置くとか、或は役人の困つた者、即ち極く下級に於ける役人を、幾らか惠んでやりたい、さう云ふ意味に於て豫算を全體通じて通觀して組織が出來て居ると思ふのであります、唯た其程度論に至りましては是は問題であります、若しさう云ふ事をやるならば、大に明斷に誰にでも分るやうな程度で以てやつたら宜からうと云ふ論が出れば、是は別論であります、唯た政府は今日の狀況に於て、出來るだけの程度に於て左樣なる計畫を立てたと斯う云ふことなんであります、尙此增收計畫のことに付きましては、不徹底であると云ふやうなことがありまするならば、是は委員會等に於て、詳細皆樣の御考も聽きまするし、又吾々の意見も述べまして、そこで能く研究して、果して不徹底であるや否やと云ふことを攻究致して見たいと考へて居ります、併し左樣な精神を有つて居りますから、床次君の最後の、政府は飽迄も此計畫を支持する積りであるかと云ふ御尋に對しては、決して左樣な琴柱に膠したやうな狹量な考は有つて居りませぬ、則ち政府は此計畫を以て、最善なるものとして提出を致して居ります、併ながら諸君の論にして是れ以上良好なる所の御論があり……

○議長(大岡育造君)　靜粛に……

○國務大臣(勝田主計君)　方法があるならば、是は理事者に於て決して吾々は持論を固執すると云ふ者ではありませぬ、それが即ち此憲法政治に於て、政府と諸君と相攻究する所以であらうと考へます(拍手起る)

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君)　議長。

○議長(大岡育造君)　本野外務大臣。

〔國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇〕

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君)　諸君、唯今床次君より政府の對支外交に付きまして、御質問の次第がございましたから一言御答致して置きたいと思ひまする、床次君の御質問に依りますれば、政府は支那の內部の政爭には干涉しないと云ふ聲明をして居るが、此南方――支那の南方派を壓迫する爲に北方を援助して居ると云ふやうな嫌かあるやうであるが、一體どうかと云ふ御質問と聽きました、斯の如き質問は實は貴族院でも出たのでございます、又昨年政府が對支方針に對して、政府の見る所を發表致しました以來、屢々此批評を聞くのでありますが併ながら是は全く政府の行動を誣ゆるものと私は斷定するのを憚らぬのであります、(「のう〳〵」)政府は三十八議會に於て對支政策の方針を宣言致し

ましたる以來、全然此方針に從つて進行致して居るのであります（「大にぐらついて居る」と呼ふ者あり）吾々は支那の南北に對して、決して恩怨のある者ではありませぬ、支那全體に對して全然同情を持つて進んで居るのであります、併ながら政府が事をして行くに方りましては、支那の國家を代表する所の正當の機關を捉へて、是と事々物々交渉して行かなければならぬと云ふことは、言ふ迄もない事であります、而して政府が今日まで執つて參りましたる所の方針は之に過ぎないのである（「のう／＼」「段祺瑞は政府にあらず」と呼ふ者あり）北京に正當の政府がありまするから、此政府と共に仕事をして居るのであります、列國の政府も亦日本と同じやうに此政府と仕事をして居るのである、決して此北京の政府を援けて南方を壓迫させる目的を以て、政府がして居るなんと云ふやうな事を言ふのは、是は全く政府の意嚮を誣ゆるものと私は斷言致します（「事實を奈何せん」と呼ふ者あり）政府は決して南方を壓迫する爲に、北方を援助して居るとか云ふことは斷じてありませぬ、左樣な考は毛頭持たぬのでありますから、此事は是非茲に明かにして置きたいと思ひます（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 寺內總理大臣。

［國務大臣伯爵寺內正毅君登壇］

○國務大臣（伯爵寺內正毅君） 床次君の御質問の、三點の中の一點は國防の關係であります、實は國防の事に付ては、陸軍大臣海軍大臣より各自に答へるのが、精細の點に至つては必要かと思ひまするが、唯今の御問は國防の計畫として今日出したものが、十全にして加へることの無いものか否かと云ふことの御尋でありますから、私より取束ねて御答をして置かうと思ひます、御承知の如く國防と申しますと國防には二つの意味があります——ものがあります即ち固定した國防と、游動的の國防と此二つに分けて論ずるのであります、今回出しました所の計畫は陸軍に於きましては現在ある所の兵力に對して、更に增加充實すべき——整備充實すべき所の事柄を提出しました、海軍に於きましては、艦隊に對して補助艦隊の整備を圖る爲に其計畫を立てゝ、其費用を要求したのであります、必しも之を以て國防には更に加へるものなき、十全なる計畫なりやと云ふことになれば、さうではないと御答する外ない、現今に於て先づ重要なるもの、時局に對して必要なるものを茲に計畫して提出したと、斯う云ふことを申上げて置くより外ないのであります。

［拍手起る］

○議長（大岡育造君） 尾崎行雄君。

○尾崎行雄君 極めて簡單なる質問を——質疑を十餘り致して、更に進んで其御答辯に依つて疑を質したいのでありますが……（「登壇々々」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 靜肅に……

○尾崎行雄君 十餘りあるものを悉く一回に其處に登つて述べましては、答へる人も定めし迷惑するであらうと思ひますから、若し議長が御許しになるならば……（「登壇々々」と呼ふ者あり）一項宛此處で答辯を得たいと思ひますが……（「登壇々々」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます——先刻豫め議長が議場整理の方針を宣明致して置きました、即ち順序に從つて發言權を許す、而して極めて簡單なるものに付ては、自席より發言することを求められれば、それも許しまするが、議場の形勢に依り徹底の必要ありと思ふ時には何時でも登壇を促す、豫め十ある二十ある、それを皆許しを得たと云ふ如き事の御約束は致しませぬ。

○尾崎行雄君 然らば試に其一二を當席より質問致して見ませう。

［「登壇々々」と呼ふ者あり］

○議長（大岡育造君） 尾崎君に交渉します、大體の質問の御趣旨を登壇の上御宣明になつて、尚遺漏のある事で簡單に御尋の場合だけを自席でやられた方が、洵に整理上宜からうと思ふ。

［「ひや／＼」「登壇」と呼ふ者あり］

○尾崎行雄君 それは不便な遣方と思ひまするが、議長及議場の諸君が、それが宜からうと云ふことであるならば登壇致します（拍手起る）

［尾崎行雄君登壇］

［拍手起る］

○尾崎行雄君 諸君、疑問は總理大臣及外務大臣、此兩大臣の御演說に對して起りました疑を質すのでありますが、簡條は演說が可なり多岐に亘つて居りまする故に、從つて質疑も亦數多くなりまするけれども、今議長の御指圖でありまする故に、已むを得ず一應ずつと總て並べて答辯を求むることに致します第一は主として總理大臣に御尋を致すのでありますが、此戰爭の目的と云ふことを外務大臣も總理大臣も言はるゝ、其目的を遂行すると仰せらるゝ所の目的は何であるか、歐米政治家は何れも其目的を明言を致して居る、我が總理大臣寺內伯爵閣下に於ては曾て一度も之を明言せられたことがない、最初前內閣が戰に參加する場合に於ては、日英同盟の誼に依つて參加したのである次第は、宣戰の詔勅に明になつて居る、それは其當時の確かに目的であつた、然るに爾後戰の形勢段々進展して、遂に局外に立つて居つた所の亞米利加も參戰を致し、其他世界各地の邦國之に勸誘に從つて參戰を致し、支那も亦帝國の參加したと云ふ狀態で、戰爭の局面非常に進展擴大すると同時に、歐米の政治家は此に於て戰爭の終局の目的を更に考慮するの必要があると云ふことは、世界に向つて英吉利の宰相其他の者の皆な明言した通りであります、而して亞米利加の大統領の敎書、英吉利總理大臣の近來數回の演說に徵すれば、彼等の目的とする所は、獨逸流の軍閥政治を根本的に打破致して、輿論民意に依つて事を決する所の政府を確立せなければならぬと云ふのが彼等の目的であると、大統領も英吉利の總理大臣も言つて居る、輿論民意に依つて萬事を決する、占領地の去就も、民族主義と稱して、住民一般の自由投票に依つて何れも歸屬せしむるかを決めやう、甚しきに至つては軍閥政府が獨逸を代表する形を持つて居る以上は、此の如き者と講和談判を開き、條約を結んだ所が、恰も白耳義中立の條約が蹂躪せられた如く、何時破壞せらるゝかも知れぬが故に、彼等を相手として講和談判を開かぬと云ふことまでも明言して居ります、さすれば歐米列國が現在の目的として主張して居る所のものは、誠に明白で、輿論民意に從つて總ての事を決しやうと云ふ世の中を作つて、而して徐ろに世界永遠の不和を維持するの地步を開かうと云ふのであります、我が寺內總理大臣は、英吉利の總理大臣と新年に於て交換したる文書に徵しますれば、思想感情殆ど同一であると云ふが如き意味を述べられて居る、我帝國より臨時若くは平常派遣せられて居る所の大使公使も、亦歐米列國政府と寸毫の意思の相違なく、恰も水も漏さぬ關係にあるが如き演說を各所に致して喝采を受けて居ります、然るに寺內內閣は如何なるものであるかと言へば、元來輿論民意に重きを措かずして成立つた所の超然內閣で、軍閥內閣である、即ち歐米に於ける聯合國か打破せんと努めて居る所の政府と、稍々其趣味を同じうして居る所の政府であるかの如く伺ふ、而して此內閣が內に於ては何を致して居らるゝ、昨年警察部長が集會をせられた——上京をした時に寺內總理之に訓令を與へて、輿論民意の勃興、歐羅巴人の言ふ民主主義、私の言ふ輿論民意と同じものである、萬機公論に決すると云ふ御趣意に他ならぬ、左樣な危險思想は撲滅しなければならぬと云ふ訓令を發して居る、歐米諸國が全力を擧げて支持しやうと云ふ思想は、寺內首相が撲滅せよと警察部長に訓令を下したものと同一實體のものである、外に向つて何をして居るか、支那に於て專ら援けて居る所の段と云ふ政治家は、善い人かは知らぬが、其爲す所の事柄は武斷政治の方針を執つて居り、憲法を蹂躪し、國會を解散し、武力を以て事を解決しやうと云ふ外には別に爲す所なき所の者を、百方之を援けて居ります、援けて居らぬなどゝ申さるゝか知らぬが、十指の視る所——指す所（笑聲起る）儼として疑ふ可からざるものがある、世界の視る所を奈何せん、支那の大多數の人間も皆さう信じて居り、日本に於ても其樣に信じられて居る、如何に耳を掩うて鈴を盜むが如き擧動を致しました所が、それに依つて天下を欺くことの出來ないことは御承知のことでありませう、即ち鄰國に於ては手の屆く限り武斷專制の主義、即ち歐米に於ける聯合國が死力を盡して打破せんとする所のものを援けて居るのであります、さう致して見ると、同じ敵を相手にして開戰は致して居るものゝ、寺內內閣の心の底を探れば、目的が違ひはしないか、歐米に於ける聯合國が軍閥主義を打破しやうとするのに、寺內內閣は內に向つても、外に對しても、力を極めて之を維持保護致して居る、是では吳越同舟と云ふて宜しいか、全く別目的の爲に聯合國と云ふ名を竊して居ると云ふことに世間から疑はれ、此間に猜疑——諸般の事が起つて列國との協調思はしくならぬと云ふことも、是亦强ち無理な事でないかとも思はれるのであります、故に第一に於ては果して新年の應答に於て繰返さるゝが如く、思想感情同一であるか、若し同一であるならば、警察部長に與へたる訓令の如きは、當然御取消あるべきことであり鄰邦に於ける憲法蹂躪、國會解散、武斷專制の張本

人を援けると云ふが如きは斷然御取消ないならば、どうしても列國との協調を保つことは出來まいかと窃に心配を致すのであります、故に第一には此點を御尋を致す、第二には戰爭の局面が斯く擴大を致し其目的も非常なる重大な主義の爭となつて居る以上は、此末我が聯合國に向つて寄與する所の帝國の力は、何處迄行く略々御見込であるか、最には外務大臣は前内閣の爲した所、即ち共同の敵に向つて爲した所のものに對しては、多少不滿足であるかの如き口氣を漏らされたる外務大臣、其後進んでどれだけの事を致しました、局面は非常に多く展開を致して世界幾多の國々が之に參加するやうになつた場合に於て、どれだけの事を爲されました、地中海に數隻の軍艦を出されたと云ふ外に、どれだけの事を爲されたか、又將來何を爲さんと――何處迄爲さると云ふのでありますか、其他財政的援助も多少はされたに違ひない、併ながら一國にして每年二百億前後の金を使つて居ると云ふ國に對して、千萬或は一二億を以て數へる所の寄與は、大したものであると思はれぬのであります、即ちそれと關聯を致せば、彼の世の中に囂しき所の歐羅巴戰場に兵を出すと云ふ如き問題に付ては、如何なる考を持つて居られるのであるか、聞く所に依れば歐羅巴列國より出兵請求の議が起ることを痛く心配をされて、頻りにそれを喰止めんとして努めた結果、却て列國の疑を招き、何か日本は特別に野心でも他に持つて居るのか、但しは此戰に向つて同情の薄いのであるかと云ふが如き疑が、遺憾ながら吾々の耳にまで聞ゆるのであります、何も左樣に我帝國が出兵を必ずしも厭ふもので何か他に目的を持つて居るかの如き、疑を起させる必要はないではないか、恐らくは帝國臣民の多數若し得べくんば此の大目的の爲には、海軍を出したるが如く、陸軍と雖も方法さへあるならば、敢て出すことを辭さぬと云ふのが、帝國多數の人間の考であらうと思ふ、唯奈何せん之に伴ふ所の運輸の機關、戰費の調達・糧食の供給、其他幾多の困難事があつて、如何に考慮しても、之を實行することが覺束ないが爲に躊躇して居るのであつて、出兵其ものに反對と云ふことは、我帝國國民の多數は考へて居らぬであらうと思ひます、故に歐羅巴列國若し强ひて之を希望するならば、吾々と共に其方法を攻究せよ、吾々が未だ氣が付かざる所に於て其方法を具備して來たならば是は相談致しても宜しいではないか强ち我から大層心配を致して騷ぎ立てゝ而して心にも無い事柄を疑はれる如きは、實に帝國に取つて不利益な事柄であつて、其事は他日講和會議等の場合に於ては、必ず實を結ぶのであります、如何なる形に於て實が出て來るかは豫言する限りではありませぬけれども、決して其疑は帝國に利益になる實をば結ばずして、却て不利益なる結果に陷りはしないかと云ふのが、本員等の痛く憂慮に堪へぬ次第である、故に此問題に付ては、淡白に我帝國臣民多數の意見の在る所を、天下に表明するのが宜からうと思ふが、寺内内閣は夫等の點に付て、何等の御考が有るか無いかと云ふことを承りたい、第三には極めて局面は小さくありますが、浦鹽斯德及支那近海、若くは長江等に、英吉利乃至亞米利加の軍艦が何艘來て居るか、今や歐羅巴に於ては、一兵一艦と雖も之を有用に用ひたいと云ふが爲に、數千里を隔てた日本から地中海に赴いて居る所の軍艦を、口を極めて歡迎するが如き場合に於て、苟も聯合國の間に眞に意思の疏通があり、情意が投合致して居るならば、東方の警備は同盟國たる日本、聯合國たる日本に委託して經濟的海軍の使用方法もあるべき譯である、浦鹽、支那方面に於ては、數千里の外より軍艦を出して遠方のそれに備へ、地中海には又日本から數千里外に派遣して戰ふ、何等の不經濟なる遣方である、誠に肝膽相許して居るならば、斯樣なる事は無かるべき筈である（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）少なくも日米の間には、過日石井大使が亞米利加に赴いた時に殊に武官を帶同して、其間には完全なる協定が成立つたと云ふことを――軍事協定が成立つたと云ふ事を、其當時政府は發表致して居りまするが、其所謂完全なる軍事協定なるものは、東に備ふるが爲に亞米利加から軍艦を持つて參り、此太平洋の場合に於ては日本から持つて行くと云ふが如き、迂遠なる遣方をするのが所謂完全なる協定でありますか、是等の聯合國に於て眞に共同の目的を達せんとするならば、少しも互に疑ふ餘地のないやうに意思を疏通して、少なくとも警備區域に於ては、地理的擔當區域位の協定が無ければならぬ筈であります、兵が足らないならば、支那、浦鹽斯德、滿蒙、西比利亞、若くは南洋印度の地域は、日本に委する、其代り其邊に出して居る英米其他聯合國のものは、皆之を歐羅巴其他彼の方面の地域に用ひて、而して經濟的に働き、終局の目的を達するだけの申合せが付かない程であるならば、所謂聯合なるものは名のみであつて吳越同舟と言はれても殆ど辯解の辭はないのである是だけの事をするのが政府の役目であり、殊に外交當局の仕事であるのに、どうも意思の疏通を缺いて居りはしないか、誠に完全に意思が疏通して居るならば、斯の如き事はまさかにあるべからざる譯であるのに、實際に於ては英吉利の軍艦も、亞米利加の軍艦も、東洋及び日本海に參つて居つて、却て日本の海軍は遠く地中海に行つて居ると云ふが如き、不思議な、不經濟なる、能力も少なく、船舶の能率を尙ぶ場合に於いて、能率減少の最も原因となるべき働きを致して居るのは、何の爲めであるかと云ふことと同時に、どれだけの軍艦が、此方面に英米から參つて居るかと云ふことの事實を尋ねたいのである又次に露西亞に對して何をされて居るか、外務大臣の演說はあります、露西亞に對して一箇條はあるが何等捕捉すべき事柄は述べられて居らぬ、斯樣な空漠たるものでなく、我帝國とは特別の關係のあり、殊に昨年の革命以後、上下共に非常なる不幸に遭遇し、帝位を廢せられたる方面に附屬する人々の困難は無論のこと、皇帝を逐ふて之に代つた所の革命派の方と雖も、四分五裂、各々生命財產の安全を期することが出來ずして、國家の前途如何になるかと云ふことを、今日殆ど窺知すべからざる情況に立つて居る、國として、民として、人生是程の不幸はない黨派の異同に拘はらず、逐はれたる人に對しても、逐つたる人に對しても、黨派の異同主義の如何に拘らず、是まで誼を持つて居つた所の帝國としては、無限の同情を寄せなければならぬ今日の場合でありまするが、之に對して政府は如何なる働きを致して居るのであるか、外務大臣の演說に於ては、唯だ言葉を列べてあるだけであつて、何を致して居ると云ふことは說いてない、何を致して居るのであるか、恐らくは何も致さぬのであらうと思ふ、主戰派はあつても之を援くるでもなく、條約に反いて單獨講和を爲さんと欲する者があつても、之を妨ぐるでもなく、唯だ手を懷にして傍觀致して居らるゝのではないかと信ずべき理由がある、又現内閣の大臣中には日露協會等に於て相當の位地を占めて居る人もある日露協會の如きは此場合に於て最も働かなければならぬ秋であり、其首腦になつて居る者に働かせなければならぬ秋でありまするが、今日は何も致して居らぬ、革命の國難に遭遇して非常なる困難に陷つて我帝國に亡命をして來る人も非常に多い、位地經歷尊むべき人であるが、此爲めに一朝非常な窮困の位地に陷つて困難して居る者も少なくない、是等に對しては鄰國の誼を以て、殊に從來特別の關係のあつた國民としては、どうしても出來るだけの同情を寄せて、盡されるだけの援助を與へなければならぬものであつて夫等の爲めには政府も間接に力を盡すべき筈であるが、其盡されて居ることの事態は見えませぬが、民間の働きは兎に角として、間接なるものは兎に角として、直接なる方面に於て何を致して居るかと云ふことを問ひたいのであります（「簡單簡單」と呼ふ者あり）甚だ諸君を長く留むることは遺憾でありまするが、問題が重大なるだけに、最初申述べた如く、出來るだけ簡單に致してもまだ大分ありますから、暫く御辛抱を願ひます（「簡單々々」「簡單にしろ」と呼ふ者あり拍手起る）

○議長（大岡育造君） 御靜かに願ひます。

○尾崎行雄君 又一般の平和に付ては――平和の基礎に付ては、歐米諸國の責任ある政治家は段々明言を致して居ります、其事は外務大臣も之を認めて居る、一般平和の基礎を天下萬衆の前に於て明言する場合に於ては、實を言ふならば、其以前に於て我れが主動的位置に立つて、向ふに協商をすると云ふ事も一つの手である、縱しぢつとして居つた所が向ふから相當な挨拶はあるべき筈であるが、外務大臣の言葉に依れば未だ何等の協議を受けないから多分何事も無いのであらうと云ふが如き意味が述べられて居りまするが、協議を受けないから何事も無いのであらうと云ふのでは、心細いではないか（拍手起る）帝國の位地責任は、外務大臣閣下も自覺せられて居るであらうが如く、今日に於て若し人口の點より申しまするならば、全世界を二つに劃つて、其半分以上住んで居る所の地域の治亂の責任を、殆ど雙肩に荷つて居ると云ふ情態であります、印度三億、支那四億、東南洋、滿蒙、西比利亞等、總てを合すれば殆ど八億以上の人間の住んで居る所に、獨逸の手の伸びぬと云ふのは何が爲めであるかと云へば、唯だ日本帝國か儼然として聯合國の側に立つて居ると云ふ外にはないのである（拍手起る）一朝日本が手を引

いたならば、此世界全人口の半ばを占めて居る所の地域に向つて、獨逸の手はどれだけ伸びて來るか、如何なる大亂が起るか、殆ど窺知することの出來ないと云ふ狀態である、然らば全世界の半ばを背負つて立つて居る所の帝國は、それだけ自覺があり、其責任の重大なると同時に、それだけの見識が無ければならぬのに、之に一應の相談もなくして、敵國の政治家は講和談判の基礎ともなるべき事件を、勝手に天下に公けに致し、我が外務大臣はまだ協議を受けないから、多分何事も無いであらうと云ふに至つては、吾々竊に我帝國の爲めに甚だ慨嘆に堪へぬと思ふのであります(拍手起る)他日講和の基礎となるべき事件に付ては、帝國直接の利害の非常な重大なるものを持つて居り、間接の利害更に重大なるものを持つて居るが、此重大なる利害に對して、現在負つて居る所の責任に對して、何等進んで爲したる所があるか、又退いて彼等から――敵國政府から協議を受けたことがあるか、若し受けずして勝手な振舞を他の政府が爲したとするならば、將來に於ては之に對して、如何なる方針を執る積りであるかと云ふことも、念の爲めに帝國の位地の爲めに伺つて置きたいのであります、又永遠の平和を維持する目的の爲めには飽まで働くと云ふことを、大分強い言葉を以つて外務大臣の演說の末には述べてありますが世界永遠の平和を維持確保する爲めに、現內閣に於いては何等かの抱負が有るのでありますか、どうすれば世界永遠の平和が維持せられると云ふ考があるのであるか、之れに對しても亞米利加の大統領、英吉利の總理大臣、稍々一端の見識を公に致して居りまするが、我が寺內總理大臣、如何なる事をする積りであるか、唯た英米政治家の御說御尤として、後を御伴をして行く爲めに全力を盡すと云ふのであるか帝國特殊の位置に顧みて、一の見識を以つて進んで世界列國の政治家と評議するべき土臺――基礎を持つて居られるのであるか、唯た何も無い、胸中無一物であるけれども、唯是れ丈の文字を並べて、物あり氣に述べられた丈であるなれば、敢て問ひませぬが、若しあるならば、歐米政治家が洩らして居る如く、其の手段方法、見識の一端は洩らして、世界の輿論の方針を示し、殊に帝國臣民の據ふところを今日より示すと云ふことは、國論の一致統一若くは擧國一致などと云ふことを苟且にも口に唱へる政治家としては、義務として必ずや爲さなければならぬことと考へます、(拍手起る)之れに就ても一應の說明を求めます、次には(「まだあるか」と呼ふ者あり)支那問題であります、支那問題に就ては、既に貴族院に於ても當院に於ても、其の一端は問答がありました故に、それを繰返したくはないのでありますけれども、一黨一派には偏倚しないとか、或は不干涉主義を終始渝らず執つて居ると云ふ一端に至つては、前にも申したが如く餘り白々しい申分ではないか、一黨一派に偏して居ると云ふ事實は幾らでもあるではないか、段を中心として總ての事を致して居ると云ふ事實も、亦掩ふべからざる事柄が澤山あるではありませぬか、それにも拘はらず、唯た口舌の先きに於て不干涉である、少しも偏頗の事をせぬなどと云ふことを言ふに至つては、是れは一個の良心問題である、苟も良心ある政治家は、斯る事は述べられざることを希望する、唯た其間に於て先づ問ふて置きたいのは、參戰勸誘の目的如何と云ふことであります、此問題は臨時議會の際から起つて居つた事でありますが、其結末の付かざる間に於て臨時議會は閉ぢられ、日本が主として――歐米列國にも其希望はあつたけれども、歐米列國より、より以上の力を以て支那の參戰を勸誘したと云ふことは疑ふべからざる事實であります、之を勸誘したる目的如何、獨逸の勢力が支那方面に伸びることは非常なる危險であると云ふ意味のことは、外務大臣の演說に於て承りました、併ながら帝國が儼として東洋に立つて居る以上は、縱し參戰せざるとも、支那の方面に於て獨逸の勢力が伸びると云ふが如きことは斷じて有るべからざる事であつて、其伸び方に依つては、直に之を擊破することも、亦帝國の力を以てすれば容易の事であります、參戰せなければ獨逸の勢力が非常に伸びて、東洋の危險となり、參戰すれば之を驅逐することが出來ると云ふが如き事は、恐らく事態の眞相に暗き所の御說ではないかと思ふと同時に、帝國の實力を自ら信ぜざる御考ではないかと思ふのであります(拍手起る)參戰の目的獨逸勢力の驅逐に在る、其事すらも出來て居るのでありますか、帝國の位置から言へばさう恐るゝにも足らない所の獨逸勢力の驅逐、其事が出來て居りますか、此頃も列國公使協同して、獨逸商人を早く驅逐して呉れと云ふことを北京政府に交涉中であると云ふ電報が、日本全國の新聞紙に現はれて居ります、多分事實であらうと思ふ、參戰後既に半年に及んだところの今日に於て、在留獨逸人――若しそれが參戰勸誘の目的の一であつたとするならば、其驅逐すらまだ出來て居らぬではないか、其他參戰を致したが爲めに、大局に影響し、日本が之れ無ければ危惧の念に襲はれ、之れ有るが爲めに安心になつたと云ふ事實は何かありますか、吾々寡聞にして其有ることを知らない、若し帝國の爲め、東洋の爲め、將た世界同盟國の爲めに支那が參戰したが爲めに是れ〳〵の利益があつたと云ふ御考があり、其事實を御承知であるならば、幸に述べられんことを希望する、又支那側から申しますと、參戰を致したが爲めに、辭令上には交換條件とは申さぬが、事實に於て交換條件と見るべきものが大分出て居る、公けに日本に通知せられたものは三箇條かと思ふ、義和團賠償金拂込延期、關稅の增加、或は支那兵駐紮地域等に關する申込があつたやうである、此外に段に非ずんば日本の親友となすには足らぬ、段に非ずんば支那を治むることが出來ないと唱へて、非常なる信用を置かれた所の段內閣は、同時に他の二つの條件を日本には隱して英佛には提出したと云ふことも、世間には言ひ傳へられて居り、現に北京「ガゼツト」の如きには麗々とそれが揭載せられて居つたのであります、第一は參戰するに就ては、平和談判の時には、列國會議に加入をすることに同意を與へよと云ふこと、第二には別に特に亞細亞會議なるものを開いて、支那關係の問題を決定すること、此二つの希望は、日本政府の信用する所の段は、日本政府には通知せずして、隱す積りであつたかどうかは分らぬが兎に角日本政府には示さずして、英佛に申込んで、而して英佛政府から却て日本政府に轉傳せられたと云ふことは、公然の祕密とは今日はなつて居るのであります(拍手起る)斯の如くして爾後の經過及事實を綜合致して見まするど、參戰の爲に支那政府は啻に財政上其他の便益を得るのみならず、外交上に於ても、或は歐米列國の力を假りて其希望を遂し、對日本策を講ずるの底意があるのではないかと疑はざるを得ないが如き形跡が微見ゆるのであります(拍手起る)斯の如き狀態であつて、東洋の大計を完うするが如きは思ひも寄らぬ、當り前の見地から申しまするならば、東洋の大局は先づ支那日本の間に一致の成案を以て、而して平和會議に臨み、亞細亞の問題に就ては多く歐米人の御世話にならずして、解決することの出來るだけの根底を提げて會議に臨むと云ふことが、日支兩國政治家の心の中の計畫でなければならぬ、殊に大局を脊負つて立つ所の大責任者たる日本は、此考を持つて居らなければならぬ筈でありまするが、夫等の點に就てはどれだけの準備あり、どれだけの計畫が立つて居るのであるか、多分何事もなからうと思ふのは、日支の間に協同計畫を以て平和會議に臨むと云ふ事實の前提としては、先づ支那の統一がなければならぬ然るに寺內內閣成立の際に在つては、支那は統一して居つたのである、然るに參戰問題を提げて之に迫つたが爲に、國會との衝突となり、憲法の蹂躪、國會の解散、南北の分裂となつて、支那は今日の如き狀態になつた、其最大原因は參戰の勸誘であることも、亦何人も疑を容れぬ事實であります(拍手起る)南北分裂して歸一する所がなければ、どうしても日支協同の官憲の協定の出來やう筈がない、況や其寺內內閣が全力を擧げて援け來つた所の段祺瑞なる者は、二回迄失脚して內閣を退いて居る、あれだけの援助を――此世界人口の半の治亂を維持して居るとも言ふべき日本大帝國の後援を受けて居る段ですら二回も失脚すると云ふのは不思議なる事であるが、詰り是は支那の大勢に逆行して居るからである、將又世界の大勢に逆行して居るが爲に、寺內內閣如何に之を援け、日本帝國の勢力如何に偉大であつても、世界の勢、支那の勢に逆行して居る所の政策は、到底効果を收むることの出來ないと云ふ確かな證據ではないかと思ひます、(拍手起る)此前の臨時議會の時であります、本員寺內總理大臣に向つて、今や世界には翻然たる二大潮流がある、一は輿論民意を主として政治をして行かうと云ふ潮流である歐羅巴の政治家は之を民主主義と云ふて居る、吾々は輿論主義若くは公論主義と云ふのである、それに反する者は武斷武力を恃みにして、武斷專制で行かうと云ふ主義である、此二大潮流の衝突が支那に於ても現はれ、世界中に於ても現れるが、內閣は此潮流の中、輿論民意を基礎とすると云ふ方に反抗して居る事實を尋ねました所――事實を擧げて意見を尋ねました所、寺內總理は其當時に於て、左樣な潮流の、若くは大勢の有る事は信ぜぬと言はれたのである、速記錄にも其通り書いて

あるに違ひない、仕方がない御信用のないものならば是非に及ばぬが、其後世界の政治家は皆意見を公表致して居り、私の述べた所の潮流及大勢は苟も心ある政治家は皆述べて居りまする故に今日では既に悟られて、如何にも左樣な潮流の有ると云ふ位の事は御分りになつたであらうと思ふ(拍手起る)若しそれが分られたならば、是に於て支那に對して段に偏すると云ふ政策も改めなければならぬ時期が既に來つて居ると思ひます、世間の傳ふる所に依れば姑く今度傍觀主義を執ると云ふことに改めたと云ふことも承つて居ります、若しそれであるならば、一段の進歩として國家の爲に賀することを吝まない(拍手起る)此疑問に對して外務大臣は或は先刻言はれたと同じやうな――時の政府を援ける、それより外に仕方がないではないかと云ふことを答へられるかも知れぬ、左樣な事なれば先刻の演說にもあるのみならず、此の內閣が出來た當時に開かれた議會に於ても、其樣な事を述べられました故に、私は其席に於て其意見の誤つてることを御話を致したのであるけれども、今日も尙其過ちが御分りにならぬものと見えます故に、玆に一年有餘の日月を經たる今日に於て、重ねて申述べて見ませう、時の政府を對手にするより仕方がないと云ふことは、成程日常の事務を扱ふには其通りでありませう、故に事務官出身の政治家として、政治を解せざる人が其樣なことを言ふならば、本員は尤もであると御同意申すのでありますけれども、苟も政治を心得た者が左樣な詰らぬことは言ふべき筈のものではありませぬ、(拍手起る)日常の事務と國家の大策とは全く違ふのであります。日常の事務でありますと、時の政府を對手にするよりは、旅行券を如何に扱はうとか、貸した金の利息を何日渡すかと云ふが如き事は、此時の政府を對手にするより外は仕樣がないから對手にするのであつて、其點に至りますると、其時にまだ政府と見ることの出來ないもの、即ち現在露西亞に於ける過激黨の政府「レーニン」の如き者も、現に英吉利の如きは對手と致して非公式に事を交涉すると云ふことは、電報に依て傳へられて居るのであります、さう云ふ事務は唯れでも構はぬ、非公式にも公式にも正當の政府であつてもなくても、時あつては相手にして運ばなければ、日常の事務上差支のあることは無論である、併ながら日支親善とか、國交の大關係を調理するに當つては、其樣な日常の俗吏が扱ふだけの事務の考を持つて局に當るべき筈のものではない、其時は即ち政治家の器を發揮すべき時であつて時の政府であつても、其の政府なるものが軈て倒るべき政府であるならば、重大案件は之を後廻しにすると云ふことの必要もある、現に左樣な事を致した例は幾らもあるのであります、又政府なるものが、輿論民意を代表して居らぬ政府であると云ふことが明かに分つて居るならば、其の政府を相手にして親善を圖るのは、一少部分の政府とは親善になるけれども、國民大多數の反感を買ふことも明かである、(拍手起る)此樣な事は寔に分り切つた事柄でありますけれども、一年有餘を經つた今日も尙同じ事を繰返されて居る以上は、已むを得ず此分り切つた事も此處に言及せざるを得ないのであります、左樣な淺墓なる分り切つたる事であるならば、此點は御答辯には及ばぬと御斷りを致します、のみならず、時の政府であるから相手にすると云ふことすらも、細かに論ずれば事實でないのであります、例へば段祺瑞が內閣を退いて在野の身となつて居つた時に、偶々張勳の復辟が起つた、此時に我官憲は八萬圓の金を以て取敢へず之に供給し、更に三菱の手を經て百萬圓の金を貸すことを手傳つて、遂に張勳の復辟討伐をさせたと云ふことも蔽ふべからざる事實であります、其時に於ては段祺瑞は政府ではなかつたのである、或は是は民間の商人が勝手に貸したなどと云ふ辯解を爲さるゝかも知れぬが、左樣な辯解は帝國議會の一員は聽くの必要はないのである我帝國實業家の中に政府の意見を略々直接若しくは間接に確めずして、どれだけの金なりとも容易に國際關係のある方面に向つて用達てるなどと云ふ大膽なる實業家は幸か不幸か帝國には殆と無いのであります、何れの場合に於ても必ず政府の意見を聽き、而して、其贊同を得て始めて金をば出すのである、現に其樣なことがある、又段を援けるなどゝ云ふ事は、帝國政府の代表者たる林公使は、殆ど逢ふ人每に段を中心として援けなければならぬ、我は之れを援けて居ると云ふことを明言して居るのではないか(拍手起る)此席にも現に林公使から直接に聞いた人は二人ならず三人四人もあると思ふのみならず、林公使は日本に歸つて來てまでも、段にあらずんば何事も爲せない、爲しては惡いと云ふことを公々然と天下に發表して居るではないか、それも御承知ないと仰せらるゝならば、其の邊に於いて止めて置きませう、承知せぬのは承知せぬ人が惡いのである、殊に斯く公然露骨に段を援け來つたる所の林公使を再び北京に還すと云ふことは、縱し是迄の段援助の方針を一變して、傍觀主義に立返つたかと改めたとか申しました所が、事實支那に林公使が歸る以上は矢張り從來の方針は全然改まることは出來ないのである、林公使歸任と云ふことそれ自身が既に段を援け南方壓迫と云ふ結果を生ずることは、政治家としては見なければならぬ、考へなければならぬ事柄であります、此の場合に於いても矢張り林公使を歸任せしむる積りであるや否やと云ふことも序でに御尋を致して置く、但し私は林公使非難の意を持つて居る者ではありませぬ、支那に於いては寺內內閣の命を受けてした仕事は、確に日支兩國の關係の爲めにも、將た支那の爲にも惡くして、吾々の意見とは反對である、併ながら公使其人の技倆經歷人格等に就ては多大の敬意を表する者でありまするが故に、之れを適所に用ゆれば大に用ゆべき人であると云ふことは申す迄もない事と考へて居ります、要するに是迄の現內閣のやり方は、口に正直に明言せらるゝが如く、政府を見て國民を見ない、政府でさへあれば其の政府は明日倒るべき政府でも、國民の大多數の反對を受けて居る政府でも、何でも之を相手にする、政府でなければ、如何なる大多數の代表者でも之を相手には致さぬと云ふことが、公式には無論でありますが、公私如何なる場合に於ても相手に致さぬと云ふことが、根本の誤のやうに見えます、今や國民外交と云ふ言葉は殆ど世界列國の用語となつて、單に政府のみの外交は究極に於いて役を爲さぬ、國民の多數と多數とが相接近しなければ用を爲さぬと云ふことは我聯合國の總理等は口を極めて皆な明言主張致して居る所であるのに、此點に於ても現內閣は我が聯合國の政治家とは思想を異にし、感情を異にして、國民を相手にしない、政府のみを相手にするのであると云ふに至つては、聯合諸國と協調を保てぬと云ふことも亦無理からぬ次第ではないかと思ふ、然らば支那に向つて如何に致したら宜しからうか、之に付ても幸に政府の同意が得らるゝならば得たいと思ふのは、支那の擾亂が熄まぬと云ふ最大原因は、消ゆべき火に――棄てゝ置けば疾くに消ゆべき火に向つて日本が金、軍器と云ふが如き油を注ぐから消えないのであります(拍手起る)眞に支那の統一を保つの必要を感ずるならば、元來參戰を强ひて勸誘したなどと云ふ事が間違でありますけれども、縱し誤つて之を南北に割つた所が、それに資金を供給せず、軍器を供給せなければ、金なく武器なくして、空拳を揮つて何時までも內亂を繼續することは出來ませぬが故に、軈て自然に火は消えるのである、統一は付くのである、若し更に日本が列國を誘つて――今日誘へば何れの國と雖も雙手を擧げて贊成を致しまするが、支那の統一を希望するが故に、先づ統一の忠告を致して、南北妥協の忠告を致して、其妥協が出來、支那全體に亘る所の政府が出來るまでは、列國共に――四國借款團一文も金を供給しない事に致さうではないかと云ふ提議を日本が致しますれば、列國必ず之に應ずるのは極つて居るのである、元と事實に於て支那に資金を供給する者は無いのであります、併ながら念の爲に諸國を連ねて其申合せを爲し、而して其事を支那に通ずれば、支那現在の有樣、金が無ければ一日も立つて行くことの出來ない狀態でありまする故に、さうなれば大抵の苦情は廢めて、南北妥協して一致することは疑を容れぬのである、縱し一步を讓つて其事が直ちに出來ないとした所が、さうして日本が消極的の位地を姑く守つて居れば、軈て疲れて、北も南もどうか日本から一言妥協せよ、斯う云ふ風にして妥協せよ、妥協した後は其の妥協案を維持するが爲には、日本も手傳つてやると云ふ言葉を一言述べて吳れと云ふ希望が、北からも南からも湧いて來る時機の生ぜぬとも言へぬのである、是も多分十中八九は來るべき形勢である其當時に於て(「愚論」「簡單」と呼ぶ者あり)一言述べれば南北の妥協は容易に出來るでは有ませぬか若し統一するに非ずんば日支相携へて平和會議に臨む事も出來ず、今日の儘で臨みまするならば、他日何時來るか知らぬけれども、平和會議に於ては日本と支那とは或は衝突すべき關係になるかも知れぬ即ち寺內內閣が支那を誘つて戰に參與せしめたが爲に日本が入れる所の一票の投票は支那の入れる所の一票の投票の爲に打消さるゝと云ふ結果にならぬかも明言は出來ないので有ます、さすれば單に其點より申しますれば、又今日の儘で經過して平和會議に臨むと

すれば、參戰を勸誘したが爲に、日本は義和團の償金は延期し、關稅の增加、其他幾多の犧牲を拂つた上に、平和會議に於ける反對投票を一つ贏得たと云ふことが、寺內內閣參戰勸誘の總括りなりと云ふこともなり得ないとは言へぬのであります、此質疑に對しては事實の御答を得たく、又斯の如く歐羅巴に對し、支那に對し、凡そ外交と云ふ方面から觀察を下しますると、此內閣の成功と見るべきものは、一つもなくして失敗のみである、支那との關係は親善になつたなどと云ふことは、外務大臣の演說にありまするけれども、思も寄らぬ事であつて(「ひやひや」と呼ふ者あり)從來に較ぶれば餘程惡くなつたことは事實であります(拍手起る)若し自由投票をさせたならば、日本何れの方面に於て投票をさせても、恐らくは三分の二は寺內內閣の支那政策は全然失敗なりと云ふ投票を致すことは疑ひないのであります(拍手起る)此議場と雖も、若し黨派の束縛を解いて良心投票をさしたならば、三分の二以上は失敗なりと云ふに違ひないことも疑はぬのであります(拍手起る)斯く各方面に於て失敗したと云ふ事實を質疑の際に述ぶるに當つては、然らば之を矯救し、國論統一の責任を負つて居る所の外交調查會は、何を致して居つたかと云ふことも、疑を挾まなければならぬのでありますけれども、此點は餘り長くなりまする故に、今日は御遠慮を致して置きます。

(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 本野外務大臣。

〔國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇〕

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君) 諸君、唯今尾崎君よりの御質問は、多く外交上の事に關して居りまするからして、外務大臣から御答致した方が適當であらうと思ひまするに依つて、總理に御願を致して、私は此處で御答を致すことに致します、大分いろ〳〵な點に亙つて居りますが、私極めて簡單に御答を致したいと思ひます、第一、此歐羅巴の今日の戰爭の目的に付きましては、歐米諸國の政治家は色々其所見を述べて居るが、現內閣は何故之に對して明白に述べぬか、斯う云ふ御質問のやうでありますが、尾崎君に私は却て御質問を致したい、此戰爭が始まりました頃には、尾崎君は其當時の內閣に居られた御方である(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)而して此戰爭を日本が始めた目的は、其時に十分に御承知の事であらうと思ふ(拍手起る)戰爭の目的は其當時の(「間違つて居る」と呼ふ者あり)詔勅に於て明に分つて居ります。

○議長(大岡育造君) 靜肅に……

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君) 政府は――其詔勅に明に示してありまする所の目的を吾々は遂行して行く考であります(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)外に何にも考はありませぬ(「其通り」「分らないのだ」と呼ふ者あり)日本としましては、詔勅に於て定められたる戰爭の目的を其儘續けて行くと云ふ決心であります、私は此戰爭の目的に付きましては、是れ以上述べる必要はないと思ひます(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)尙又第二に御質問になりましたのは、政府は頻に聯合與國に對して援助を與へると云ふことを言つて居る、盡すだけのことはする、色々言つて居るが、一體どれだけの程度迄する積りか、出兵はどうであるか、出兵の事を明白にしなかつたと云ふことは、列國の不審を招いた次第である、一體何處迄政府は援助する積りであるか、斯う云ふ御質問のやうであります(「違つて居る」と呼ふ者あり)違つて居りませぬ、聯合與國に對しては總理大臣からも述べられました通り、又私からも言ひました通り、日本は日本として出來得る限りの援助を致して居るのであります、成程今日の歐羅巴の戰費と云ふものは莫大なものであります、而して日本から財政上の援助を致しますることは、或は僅少の事であるかも知れぬ、併ながら是は總て比較的の問題であつて、日本の身代で、日本の力で、是だけのことを爲すと云ふことは、日本は出來得るだけの事をして居ると言はなければならぬ、此戰費及びそれに對して日本から出した金高其ものが少ないから、日本が出來るだけの事をしないとは言へないのである、それで總ての方面に於て軍艦を出すに致しましても其通りである、日本は出來得るだけの援助を致して居る、又將來と雖も出來得るだけのことを致す考であります、此點に付ては一言の疑ありませぬ、少しも疑ありませぬ、唯だ其程度如何と云ふことは、其の時の必要に應じて十分に考慮した後に定めなければならぬ問題であります、豫め是れ〳〵致すと云ふことを今此處で明言する必要はありませぬ、唯た此出兵問題に付て、尾崎君は日本が歐羅巴に出兵をしないと云ふことに付て、或る方法を以て政府が其意思を示したと云ふ事に付て、如何にも御反對のやうな御氣で御ざいましたが、私少し前內閣員たる尾崎君の記憶を喚起致したいと思ふ、前內閣は此出兵問題に付ては如何なる御考であつたか、多分御記憶であらうと思ふ、如何なることを列國に對して言はれて居つたかと云ふことも御記憶であらう、此事を御記憶であるならば、此出兵問題は、此議場に於て御話になることは出來まいと私は思ふ、私はそれ故に此出兵問題に付ては、此以上の事を述べませぬ、是で十分であります、第三に御質問になりましたのは、浦鹽其他長江筋等に於て、英吉利や亞米利加等の軍艦は活動して居るが、一體日本は聯合與國との間に、軍事上の事に付て協議があるならば、あゝ云ふことはない筈である、如何にも聯合與國と日本との間に意思の阻隔があるが如き疑を抱かせるやうな言葉が御ざいましたやうに感じました、是は私全然間違つたことであらうと思ひます、太平洋の警備の事に付きましては、日本と亞米利加との間に既に公表になりました通りに、十分に意思の疏通が出來て居ります、又印度洋其他の警備の事に付きましても、日本は英吉利との間に十分の疏通が出來て居ります、英吉利や亞米利加が多少の軍艦を此方面に浮べて居りますのは、是は極めて當然の事であつて、此方面に亞米利加も英吉利も自國の臣民を持つて居るし、又利益を保護すべきこともあるのでありますから、成程大體は日本が其警備の任に當つて居りますけれども、是等の軍艦と云ふものが、特殊の任務を持つて居ることでありますから、少しも是等が此方面で活動することに付て怪しむことはありませぬ、是は日本と聯合與國との間に、斯る問題に付て意思の阻隔があると云ふことは毛頭ないことでありますから、是れは御安心になつて宜しう御ざいます、其次に御質問になりましたのは、露西亞の狀態は今日のやうな極めて憐れな悲慘な狀態であるが之に對して日本はどう云ふ態度を執つて居るかと云ふことで御ざいましたが、之に付ては私が先程述べましたる所の事を御分りにならぬのならば致し方御ざいませぬ、併ながら是は私が曩に述べましたる以上の事を此處で述べる必要はない、繰返へす必要を認めませぬ、それ故に私はあの以上は言はない積りである、左樣御承知を乞ひます、一般平和に關しては、歐米の政治家は各自其意見を表示して居るが、日本政府は何故に之に對して意見を表示しないか、最早表示する時である、尾崎君の眞意は何處にあるかと云ふことは、私には分つて居りますけれども、之に對して私は御返事致す事を辭します、日本は一般的講和に對しては意思を表示する時が來ましたら、表示する積りであります、十分の意思もあります、成案もあります、今之を表示するの時機でないと吾々は認めて居りますから之を表示致しませぬ、其次にえらく長く尾崎君が述べられたのは、支那の例の干涉問題であります、段祺瑞援助問題、是はもう一年以來私は各方面から色々聞いて居ります、尾崎君はえらく段祺瑞が御嫌ひと見える、どうも支那の政治は段祺瑞一人で攪混ぜて居るが如く、段祺瑞は是非どうかしなければならぬとか斯う云ふ風に思はれて居るやうでありますが政府は段祺瑞と云ふ人を殊更に援助したと云ふ事實は毫頭ないのであります(「のう〳〵」と呼ふ者あり)是は私が今まで屢々明言致しました如く、斷じて無いのであります、政府は北京政府を聯合與國と意思を疏通した後に援助致したと云ふことはあります、是は私今日段祺瑞氏か內閣總理大臣でなくとも、支那の政府を援助して居るのであります、決して是が段祺瑞氏か內閣總理大臣であるから支那の政府を援助した彼の人が內閣總理大臣でないから支那の政府は援助しないさう云ふ考は毛頭ないのであります、先程も申上げました通りに、政府は公明正大な態度を支那に對しては執つて居ります、南北を問はす極めて公平の考を以て處置致して居ります、唯だ諸君――諸君と言つては甚だ語弊があるか知れませぬが、尾崎君はえらく段と云ふ人に御怨でもある如く、段祺瑞段祺瑞と云ふことを頻りに仰せられますが(「のう〳〵」「人身攻擊だ」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君) 靜肅に。

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君) 私は政府は決して此段祺瑞と云ふ人、其人を相手にして仕事をして居るのではありませぬ、それは今まで屢々述べた通りの次第でありますから、是以上申上ぐる必要はないと思ひます、又其次に尾崎君が述べられましたのは、支那の今日の如き狀態になつて居るのは、日本が支那の參戰を勸誘したからである、此議論も私前議會に於て承りました、併ながら是は明に事實を曲げた見解と私は信じて居ります、支那の內部の騷擾と云ふものは、參戰の有無如何に拘らず存在

して居ることであつて、其原因は參戰問題以前にある、參戰問題以後にある、是は支那に於ける種種な狀況から來つたことでありまして、參戰問題が支那の紛擾の原因となつたと云ふことは私は認むることが出來ませぬ、此點に付て尾崎君と意見が異りまするのは、甚だ遺憾な次第で御ざいます、從つて參戰と致しましても、それが爲めに日本が支那の紛擾を來したと云ふやうな責任を、吾々は負擔することは出來ませぬので御ざいます、尚又現内閣が支那に對して執つて參りましたる所の政策に依つて、日支の間の關係が極めて良好になつたと云ふことを申しましたらば、之に對して尾崎君は、決してさうでない今日は却て惡くなつたと云ふ事で御ざいまするが（「其通り」と呼ぶ者あり）是は私は長く述ぶる必要はないのであります（「述べられまい」と呼ぶ者あり）尾崎君が内閣に居られました時、所謂日支交渉とか云ふものが御ざいました、其時の支那と日本との關係と今日の日本と支那との關係は、如何なる狀況であるかと云ふことを言ひましたならば、私は公平な眼を以て見る御方は、必ず此間に非常な差異があると云ふことを認めて居るものであると確信して居ります、それで斯の如く事實の有ること無いことを捉へて、現内閣の對支政策の失敗であると言はれるのは、私共遺憾ながら認める譯に參りませぬ、之で私は尾崎君の質問に對しては大體御答致したと思ひます（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　鈴木梅四郎君――鈴木梅四郎君に發言を許しました。

〔鈴木梅四郎君登壇〕

（拍手起る）

○鈴木梅四郎君　私は總理大臣及大藏大臣に向つて簡單なる質問であります、但し答辯を要求しない質問ではない、必ず答辯を必要とします所の質問であります（笑聲起る）現内閣は國防の充實と云ふことを以て、當期の豫算の根本義と致して居りますのは吾々も之を認めて居ります、又財政計畫に於きまして、大藏大臣が社會政策を云々されたことも、新聞及其他に明瞭に見えて居りまするが、此國防の充實と最も密接の關係を有つて居りまする所の社會政策の問題は、どうであるかと云ふ此質問であります、大隈内閣は、貧弱なる小口保險を以て社會政策としたのでありまするが、それに較べますれば、現内閣は聊か進步致して居ります、廢減稅其他に關係致しまして、天下に向つて社會政策を云々されましたのは、吾々は一段の御進步と見て居る、併ながら此度の豫算を見ますると、頗る内容貧弱にして、不徹底でありはせぬかと云ふ疑を持つて居る、それ故に此の質問を提出するのであります、御承知の如く歐米に於きましては、軍備の充實と共に此の大多數の庶民階級と云ふものゝ生存問題に最も重きを置いて居ると云ふことは明白の事實で御ざいます、即ち軍備の充實と云ふものを貫徹せしむるには、此の大多數の庶民階級の生活問題と云ふものに觸れて居らなければ、其の軍備の充實と云ふことは、徹底したる意義を爲さぬのであります、所が此度の財政計畫に於て、大藏大臣は廢減稅其他に於て社會政策を云々されたにも拘らず、今日我日本帝國の現狀を見まする と、極く少數の富める階級の方には、時局の好影響を受けまして、非常な好景氣を呈して居りまするが大多數の庶民階級は、此物價の騰貴には色々な茲に困難を受けて居るのであります、殊に此大多數の庶民階級を見ますると云ふと、第一が生活問題、第二は救貧問題と之を申しませうか、一朝病に罹つた時分には如何に、此庶民階級が醫藥に接することが出來るかと云ふ、此食物問題と所謂疾病に對する此問題と云ふものが、社會政策の根本にならなければならぬのであります、所が今日の財政計畫の上から見ますると云ふと、物價は斯の如く騰貴をして、非常に官吏、公吏、巡査、教員、其他民間の所謂庶民階級と云ふものは非常に苦んで居るのに對して、果して如何なる成案があるか、又此生活に苦んで居る所の庶民階級が一朝病に冐された場合に、非常な悲慘なる事例を見ますることに對して、國家は如何なる事をして居るか、どう云ふ成案であるか、此即ち軍備充實に伴ふ所の大多數の庶民階級の生活問題、之に對して如何なる設備があるか、如何なる腹案があるか、唯今現はれた所では、殆ど貧弱なる言ふに足らぬ所ろのものであるが、今後此點に付て研究をされるのであるかどうか、此點に付きまして、私は明快なる御答辯を得たいのであります、之だけの質問であります。

○議長（大岡育造君）　勝田大藏大臣。

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣（勝田主計君）　唯今の鈴木君の御問に御答を致しまするが、鈴木君の要旨は、政府が今回の財政計畫に付きまして、社會政策問題を加味したと云ふことは甚だ諒とするが、尚大いに足らぬ所がある、それをどうするかと云ふ御話である、茲に一つ申して置かなければならぬことは、今回政府が財政計畫を立つる上に於きまして、社會政策と云ふやうな字は少しも使ひはしないのであります、是は大體は下層の者の負擔を減じてやると云ふ意味であつて社會政策と云ふやうなことは、所謂坊間の新聞紙其他が之に附した所ろの名であると云ふことを、私は茲に申上げて置くのであります、今回やりました事柄が社會政策と云ふことでありますれば、是は別に私共がさうでないと云ふことを申上げるのでない、それで鈴木君の御話に依りますると、尚茲に必要なることは、今日の時局に對して、一面に於ては物價の騰貴と云ふことがある、此物價騰貴に付て、政府はどう云ふ一體施設をするのであらうか、尚大に考へんならぬのではないかと云ふ事柄か一箇條であります、物價騰貴に關係致しましては、御話の如くに大に考慮致さなければならぬことであります、それ故に政府は各種の點に於て、此物價の異常に昂騰せざることに付て研究を重ね、並に其他施設を講じて居るのであります、即ち或は通貨の問題に付きましても、通貨の收縮に付きましては、産業の發展を阻害せざる限りに於きましては、通貨の收縮と云ふことを圖つて居ります、又其他物價騰貴の原因に就きましては、或は運賃の騰貴でありまするとか、或は需要供給の關係からの騰貴でありまするとか云ふやうなものに付きまして、それ〳〵各攻究をして、相當の手段方法を執つて居るのであります、併し是はまだ〳〵是で決して政府は滿足を致して居るのではありませぬので、時機に臨みまして、物價の異常に昂騰する、即ち之が爲めに下層社會の困ると云ふやうなことのないやうにしたいと云ふ考は、十分持つて居る次第でありまするからして、此點はどうか御安心下さることを希望致します、又貧民救助の施設等の事でありまするが、是は寧ろ私より御答辯申上げると云ふことは權限外のやうでありますが、大體に於て今日相當の設備と云ふものは出來て居ります、併し此設備に付て政府は滿足して居るかと云ふと左樣な事ではありませぬので、今日の設備を益々改善して將來十分に其目的を達する樣にすると云ふ事に付きましては日夜研究を致して居る次第で御座いまするので、此點も大體に於て御安心下さることを希望致します、それで唯今鈴木君の仰せになりました大體の意味は、是は政府當局と致しましても、大に考へんならぬ事でありまして、漸次に是等の考と云ふものを遂行したいと思ひます、併ながら如何なる善い事でも、物を急激に行ふと云ふことは中々六かしいものでありまして、一歩々々と進んで行くと云ふことが、之が本統の改善の實効を擧げることだらうと私共考へますから、其趣旨に於きまして、鈴木君の大體の御趣意は、政府に於ても諒と致しまして益々之が攻究施設に取掛りたいと斯く考へて居りますから、此段御答致します。

○議長（大岡育造君）　坂本金彌君。

〔坂本金彌君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○坂本金彌君　私の質問も甚だ簡單であります、第一に御尋致したくありますのは、昨年の夏米國へ對しまして特派大使を派遣せられ、種々折衝を重ねられましたる結果としては、日米共同の宣言も出來ましたやうでありまするが、之に依りますると支那に於ける日本の特殊の地位を認め殊に領土接壤の地の――領土を接して居ると云ふ場所は、特に特殊の地位を認めて居るやうに思へる、既に接壤の場所に於て特殊の地位を認めて居ると致しまするならば、山東省は如何と云ふことを御尋を致しまするのであります、私は必ずや此山東省なるものも、接壤の區域として、特殊の地歩は確かに認められて居るものである、是れだけの務はせられたであらうと云ふことを信じますので、此御答を明かに承つて置きたいのであります、もう一つ御尋を致したくありまするのは、我艦隊が遠く地中海までも出でて大に奮戰し、非常なる所の利益を同盟國に與へて居ると云ふことは、同盟國の人も深く感謝致して居るのであります何が爲に我國は斯くも努力致して居りまするのでありますか、世界の平和の爲め、東洋の平和の爲に努力致して居るのであります、吾々は大に努めると致しましても、野卑なる所の利益を之が爲に受けやうとは、決して日本國民は考へて居りませぬ、併ながら世界の平和の爲に、將來獨逸の力を何所までも殺いで置くと云ふことは最も必要な事である、既に獨

適の力を大に殺いで置くことが必要であると致しまするならば、山東省でありませうが、將た南洋でありませうが、日本の占領して居りまする所の區域に就ては、平和會議の場合には、是は確實に日本の領土にすべきものであると云ふ所の働きは、確に當局者は今日からして十分爲されて居るであらうと思ふ如何なる働きが出來ましたか、之を私は明に御答が願つて置きたいのであります、それから是は內の問題と致しまして、場合に依れば甚だ細かいと御考になる方があるか知れませぬが、私は頗る大なる問題であると申すのは何であるかと言へば、製鐵所の問題であります、鐵の自給と云ふことは、政府は何所までもやられる考へでありますか、どうであるか、之を御尋したい、嚮きの大藏大臣の施政の方針に依れば—御演説に依りますれば一千百餘萬圓の金を製鐵所の擴張費に使つたと云ふ御演説があつた、假に之に自給すると云ふことが最も必要、必ずさうするものと云ふ御考なりと致しまするならば、私は一千萬圓餘りを此所で御出しになると云ふことは、甚だ是は微弱なる所の御計畫ではないかと思ふ、若し自給すると云ふ御考がありますならば、政府の製鐵所、將た民間に於ける所の此製鐵所の工場、是等のもので出來まする鐵を合せまして、何年の後には我國には自給が出來ると云ふ御考があるのであるか、どうでありますかと云ふことを御尋をしたい、此年月を御尋を致します、もう一つは船舶の問題であります、船舶問題も戰後に至りましたならば、英國あたりに今日造つて居る所の船どもは非常なものらしい、計畫の頗る大なるものらしい、我が日本の使つて居る所の老朽なる所の船舶、而も既に老朽して居るものを虐待致して居る所の船舶、是等のものが他日平和の曉に日本の商權を護り、航海權を東洋に於て十分護り、進んでは歐米にも行くと云ふ、此樣に致すことが出來るのでありませうかどうでありませうか、政府は船舶に對しまして、如何なる所の御考を持つて居られますか、之を承りたいのであります、もう一つ私が御尋したうありまするのは、國防の問題であります、國防の問題に於ては、第一に床次君が御尋になりました時に、寺內首相は御答辯がありましたやうでありますが、私は不幸に致して議席が少し遠う御座いましたから、十分なることが私の耳に這入りませなんだ、或は重複致しますかも知れませぬが、之をもう一つ御尋致して置きたい、私共の考へますのでは、今日御計畫になつて居ります所の案は、甚だ姑息なる所の案ではないかと思ふ、之を以て國防を充實させると云ふことが言へまするか、國家の發展に資すると云ふことが出來る案でありまするか、どうでありまするか、遺憾ながら私は是は「のう」と答へるより外仕方が無いと思つて居る、首相は之を以て滿足なりとせられますか、どうでありますか海軍に於ても八六艦隊で足るのでありまするか、進で八四艦隊で足るのでありまするか、場合に依れば八八艦隊でも足らないかも知れぬ、又補充と云ふ點から申しましても、是は新聞紙に出て居りますので私は其道の人に就きまして詳しく尋ねたのでありませぬからはつきりした事はよう申せませぬが、此間中三十三吋砲の試射が出來ましたと云ふことを聞きました、此費用は一門に付て二十萬圓掛る、一門に付て二十萬圓掛ると致しますれば、唯五百の砲を拵へても一億萬圓掛る、千門拵へれば直ぐ二億の金は要するのでありませぬか、此の如く唯だ充實と云ふことに對しましても、非常なる所の金を要する、此非常なる所の金を要するにも拘はりませず、今日の財源と致しまして提出せられましたる所の種々の增税案も、亦姑息なるものでないかと云ふことを、私は思ふのであります、政府はもう一つ進んで大なる所の財源を求めると云ふ考はありませぬかどうか、場合に依りますれば、鹽田を整理すると云ふのも一の案でありませう、砂糖の專賣法をやると云ふ事も必ず其工場を買はなくてもやる途もある、其等も一つの案である、隨分財源と云ふ事に付ては、種々の案があるのに、大なる所の財源を考へずに、誠に僅かなる所の增税迄も餘程苦んで御考になつて居るやうに思はれますが、もう一つ大なる所の御考は無いかどうかと云ふ事を御尋する尙私がもう一段進んで御尋致たうありますのは、假りに政府は此軍備あたりに付ても、大なる計畫を立てると云ふ御考がありましても、まだ甚だ失禮でありますが、此政府はもう少し強固なる政府でなくて、申さば脆弱なる傾があるのでありませぬか、各黨に御遠慮の氣味があるのでありませぬか、若しそんな御考でもあるのでありますれば、一段進んで國民ともう少し接近せられて、國民と共に大にやられると云ふ考がありませぬか、どうかと云ふことを之を御尋致しまするのでありまする、私の質問は是だけであります。

〔拍手起る〕

〔國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇〕

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君)　唯今日米宣言に關しまして、それと山東問題に付て御質問が御座いましたが、山東問題は御承知の通り是は未だ懸案中の問題であります、戰爭終結の時に至らざれば解決の著かぬ問題でありますから、之に付て今日私は彼是と云ふ所見を述べることは、機宜に適しないと認めますから、御答致すことを避けたいと思ひます、地中海に軍艦を派遣致しましたる理由に付きましては、既に前議會に於ても政府から御答辯致して居りますが、是は歐米諸國と此大戰爭に共同の行動を執つて居ります以上は、日本政府に於ては、出來得る限り敵の力を弱めると云ふことに、參加することは至當の事と認めまして、此方に(坂本金彌君「そんな事は尋ねは致しませぬ」と呼ふ)軍艦を出してある次第であります(坂本金彌君「違ひます、違ひますそんな事は御尋しませぬ」と呼ふ)

〔國務大臣仲小路廉君登壇〕

○國務大臣(仲小路廉君)　坂本君の御質問中、鐵の自給に關する問題に付きまして御答を致します、今日の場合に鐵の自給は極めて大切に存じまして、既に製鐵所の第三期擴張の事も、出來得る限り年限を繰上げまして、是が速成に努めて居るのであります今回提案を致しました千數百萬圓に亘りまする豫算は、更に第三期擴張の外に、十萬噸以上の新擴張を致したのであります、政府に於きましては、官營に屬しまする點に付ては、固より出來得る限り努力致す積りであります、さりながら今日の場合に鐵の自給を致しますることは、到底官營のみでは、之を完うすることが出來ませぬのであります、此故に前議會に於きましては、製鐵獎勵に關する法律の提案を致しました、既に民間に於ても相當な規模計畫を以て、專ら製鐵事業の計畫に著手した次第であります此の如くに官民雙方の力を集めまして、出來得る限り刻下の需要に必要なる鐵の供給を完ふしたいと思ひます、唯だ今日の場合に於きましては、鐵の需要も日に多きを加へます、從て之に對する供給も、出來得る限り其計畫を大に致したいと思ひます、成るべく最大努力を致しまして、近く數年の內に、我自給の道を完う致したいと思ひます、之を以て御答と致します。

〔國務大臣男爵田健治郎君登壇〕

○國務大臣(男爵田健治郎君)　坂本君の御尋であつたやうでありますが、多分我海運事業の將來を如何に處するかと云ふ御尋であらうと存じます、此事は頗る重大なる問題で御座いますので、政府に於きましても、相當に此點に重きを置きまして、昨年の二月遞信省內に臨時調查局と云ふものを置きまして、其重要なる一部の仕事として、海運事業の將來と云ふことに就て深く研究をして居るのであります、此海運事業に就きましては、餘程以前——戰前とは違つて居りますから、將來此國策を定むる上に就ては、十分愼重なる研究を盡さなければならぬ、又海運と伴つて、造船と云ふことも大なる關係を持つので御座います、是等の事も十分の研究を遂げて居るので御座いまするが、奈何せん、今日の戰局は、如何にも船舶の急要を告ぐることが甚だしく御座いまして、將來如何に處すると云ふやうなる方針を極める時期に達しないと見ますので、今日、此議場で、斯る成案を以て御意見を承ると云ふ時代には參つて居りませぬが、いづれ平和克復と云ふやうなる時期に近づいて參りましたならば、此事は必ず諸君の御協贊を求むる機會があるのであらうと思ひます、大體を申して置きます。

○議長(大岡育造君)　寺內內閣總理大臣。

〔國務大臣伯爵寺內正毅君登壇〕

○國務大臣(伯爵寺內正毅君)　唯今御質問でありました所の國防計畫に關する事柄、私より簡單に御答致して置きたい、先刻床次君より國防の事に就て御尋がありました時に私より御答した事を繰返して御答して置きたいと思ふ、其時の御答した事柄は國防には固定の防禦と游動の防禦と此二つがある、今回出しましたのは——議會に提出致しましたのは即ち兵力の充實の爲めに陸軍の充實を爲した、海軍の艦船補充の爲に其計畫を爲した、此二つの計畫を提出致しました、之を以て國防總てが完全になつたと云ふ譯ではありませぬ、先づ急要なる所の——必要なる所のものを提出致した譯であります、斯う御答して置きます、左樣御承知を願ひたいと思ひます、且又政府は國民と一致協力して、此難局に當る意思は無いかと云ふ事であります、私も國民の一人國民と

共に此國家を料理して行きたいと云ふことは念頭を離れないのであります(「のう〳〵」と呼ぶ者あり)何を以てのうと仰しやいます、私は終始其考で居りますのであります、將來此難局に處して必ず爲し得る限り、國民と一致協力して往きたいと思ひます、此點に向つて一身を捧げる積りであります。

○國務大臣(勝田主計君) 議長。

○議長(大岡育造君) 大藏大臣。

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣(勝田主計君) 坂本君の御尋の中に、稅の事に關係致しました事がありましたから一寸御答辯を致します、坂本君の御尋の要旨は、國防を大にやつて、之に對する財源としてはもう少し大きなものを見付けて、之に適合せしめて、今日の如き所の小さい稅を澤山起すとか、或は殖すとか云ふやうな事をしないで宜いぢやないかと云ふやうな大體の御尋のやうでありました、續いて鹽田の整理をやつたらどうか、或は砂糖の專賣をやつたらもつと金が取れるであらうと、斯う云ふやうな御尋でありました今日政府の提出致して居りまする所の國防の計畫に就きましては、唯今總理大臣の述べられた通りであります、此國防の計畫を遂行して行きますのには、さう稅を取らなくても、唯今提出致して居ります政府の增收計畫で行くのであります、唯だ增收計畫が坂本君の仰しやる如くに、例へば飴の課稅、或は清涼飲料稅とか云ふやうな譯で、百萬圓內外のものが二三あるのを以て、右のやうな御感じが起るか知らぬと思ひます、併ながら是は政府と致しましては特に斯樣な百萬圓內外の稅を漁つて取ると云ふやうな意味ではないのでありまして、先刻も申上げました通りに、稅の權衡を保つ爲に、例へば砂糖消費稅の如き、砂糖にして既に稅を課ける以上は、茲に飴に稅を課けなければいかぬではないかと、斯う云ふ論が多年の論である、夫故に飴に稅を課ける、斯う云ふ筆法で詰り往つて居るのである、「メリヤス」「フエルト」に就ても其通りであります、又清涼飲料稅の如き補充稅として取るのであつて、斯の如き小さい所の增收を得るのに、政府は特に選んで取ると云ふやうな譯ではないのでありますから、此點はどうか御諒承下さらんことを希望致します、さう致しまして若し茲に又國家事變に際して大に財源を要すると云ふやうなことがありますれば、是は又大藏大臣と致しまして私は多少の抱負を持つて居るのでありますが、今日の國防計畫に相當する財源と致しましては、今日提出を致して居る所のもので足るのであります、それから鹽田整理の事などの御話もありましたが、是は鹽田整理で以て左樣な大なる收入を得ると云ふことは、甚だ困難であらうと思ひます、又砂糖の專賣をしたらどうかと云ふやうな事がありましたが是も或機會に於て詳しく御話致しまするが、兎に角砂糖の値を今日より非常に上げると云ふ事があれば別でありますが、今日の日本の砂糖の價と云ふものは、諸外國に比して決して廉くはないのであります、又此消費稅も廉くはないのであります、それ故に異常の場合に於て之をやると云ふ事であれば別でありますが、今日の場合、此砂糖の價格を其儘にして置いて、專賣制度を施行致しました所で、是よりして幾らの收入を得るかと云ふことは、殆ど收入を得ることは難いと云ふことは、私は茲に斷言して憚らぬのであります、それ故に私の申上げます如くに、今日の國防計畫として、之に相當なる詰り計畫を立てゝ出して居る積りでありますからして、尙詳細なる事は委員會等に於て、篤と能く御話致したいと思うて居ります。

○議長(大岡育造君) 今井嘉幸君。

〔法學博士今井嘉幸君登壇〕

○法學博士今井嘉幸君 私は對支外交の範圍に制限して質問致したいと存じます、對支外交に就ては、今まで幾つも質問があつたから煩さいと云ふ感じがあるかも知りませぬけれども、支那外交と云ふものは殆ど日本の國運の存亡に關する所の大問題である英國は阿片戰爭の時に、殆ど三日の間支那問題に就て連續して研究したのである、而して「パーマーストーン」の內閣は殆ど是が爲に倒れんとした、又英佛聯合した時もさう云ふやうな譯であつて、是が爲に政府は議會の解散を行はなければならぬ位の大紛擾を演じたのである、さうして其議論と云ふものは四日も續いた、英吉利が支那に對する關係はどうであるか、數千里隔つて居る所の遠方である、それでも是だけの熱心を持てやつて居るのである、故に英國の今日に於ける地位を贏ち得たのであります、先程から貴族院始め衆議院に於ける所の、支那外交に對する質問答辯等を聽いて居りまするが、又私が英吉利の此の有樣を考へて見ると、まだ足らないと思ふ、是れからまだ二十人近くの人が通告をせられて居るさうでありまするが、願くば此支那問題に對して、もう少し十分に――十分に討議をせられんことを希望するのであります(拍手起る)而して又政府當局に對しても、私の御注文を申上げたいのは、此答辯に當つては單に法律上の意見に――法律上の觀念に拘束せらるゝと云ふことがなくして、是は政治問題であると云ふさう云ふ考を以て答辯せられんことを希望する(拍手起る)例へば干涉と云ふ事は宜しくない中立でなくちやならぬ、或は現當局者であるからして是は交涉する、斯う云ふ事は是は法律問題である裁判所に於て議決すべき所の問題である、此處は法律のみを議論する處ではない、政治問題を討議する所のものであるからして、此點に付ては十分にさう云ふ拘束せらるゝ事なく、若し北方と云ふものを援けて居るならば援ける、又北方が好きであるならば好きである、さう云ふことを假面に棄てゝ十分に其點を討議せられんことを希望する、北方を援けるが宜しい、南方を援けるが宜しい、或は北方が惡るい、南方が惡るい、中立が善い、さう云ふ事は日本の將來に對する所の非常な大問題であるからして、若も其爲めに國交に害があると云ふならば、此議會を祕密會とせられて、是は日本の國防の安危に關するところの大問題でありますからして、十分に討議をせられんことを希望するのであります、此意味に於て私は長くは申しませぬが、根本的の二三の質問をしたいと考へるのである(「要領を早く言つて呉れ」と呼ぶ者あり)それは先づ第一に斯う云ふ事である、支那に對してどう云ふ考を持つて居らるゝか其根本の考であります、支那人が日本の支那に對する所の態度を見て斯う云ふ事を言つて居る、支那は一體日本を滅す積りか(笑聲起る)日本は一體支那を滅す積りか、即ち日本は支那と云ふものが十分に此保全をせられて、さうして段々榮えて行くと云ふことを希望して居るのであるか、或は支那が段々衰微して遂に滅亡することになつても構はないか、即ち此支那將來に對して、如何なる考を持つて居るかと云ふことを支那人は言ふのであります、是は支那人のみの考でなくして、吾々日本人として、眞に支那と云ふものが亡びても宜しいか、或は支那が十分に獨立を維持し、保全を貫徹することに努めなければならぬものであるかと云ふ、其點を日本が國策として十分に考へなければならぬと思ふのであります、支那が將來滅亡すると云ふ事になつたならば、どう云ふやうな運命に陷るやと云ふと、それは支那は遂に分割せられるか、或は支那が協同統治の狀態に陷るか、どちらかになるのであります、若も支那が分割せられると云ふ狀態になつて來たならばどうなるかと云ふと、其結果は恰も此我對岸の印度とか、或は西比利亞とか云ふやうな、さう云ふやうな外國の領土が茲に現出する事になつて來る、さう云ふ場合に於ける日本の國防上の危險と云ふものは、實に測るべからざる所のものがあるのである、其上に斯う云ふ狀態になつて來たときには、此今日の對支貿易と云ふものはどう云ふ風な有樣になつて來るかと云ふと、吾々は此戰後に於て印度――印度貿易に於て非常なる稅を課せられると云ふことを考へて居る、又今日安南に於ても日本は澤山な稅を課せられて居るのである、それが若し支那が分割せられて、他國の領土になつて來たならば、印度に於て將來やられる所と、又安南に於てやられる所の、さう云ふ狀態を我對岸に於てやられるのである、さうなつて來れば、此日本の對支貿易の根抵と云ふものが覆つてしまうと云ふことになつて來るのである(拍手起る)そこで是は支那のさう云ふ狀態になつて來ることは竟に日本の國防上に於て日本の非常な打擊であるのみならず、經濟上に於て大變な打擊となつて來るのである、支那が協同統治の狀態になつた場合に於ては、其結果は日本の國民は非常な不利益である、協同統治の狀態とはどう云ふ狀態であると云へば、今日上海に於ける所の狀態の如くである、上海に於ける所の狀態が即ち協同統治の狀態である(「止め給へ」「分つて居る」「そんな事は學校でやり給へ」と呼ぶ者あり)

○議長(大岡育造君) 靜肅に願ひます。

○法學博士今井嘉幸君 其協同統治の狀態、それから又支那分割と云ふ、斯う云ふやうな狀態を演じさせては到底日本の將來は危い、日本自身の大問題であると云ふことを十分に考へなければならぬ(「そんな講釋は止め給へ」と呼ぶ者あり)而して此支那と云ふものを保全する所の根本策は此の戰爭中に於いて之を確定しなくちやならぬのであります、政府は今日が若しも平凡な時であつたならば、此問題に對して多くを費す必要は無いのでありますけれども、今

日は如何なる事でもやれると云ふ時機であります、日本が斷じて行つたならば、如何なる事でもやれる時機であります（「ひや〳〵」と呼ぶ者あり）故に此場合に於て日本が或は干渉に類するやうな事があつても構はない、日本自身のそれが運命に關する所の大問題であるが故に、場合に依つてはどし〳〵干渉しても宜しいのである、唯た其干渉の遣方一つであるのであります、政府は今日此大問題に對して、心にどう云ふ考を持つて居られるか、眞實どう云ふ考を持つて居られるか、此事は我國の危急存亡に關する所の大問題でありますからして、之に對して十分なる御答辯を望む次第であります（「簡單々々」と呼ぶ者あり）それから第二に南北と云ふ問題、此南北と云ふことに對して如何なる考を持つて居らるゝか、南北と云ふことは、或は南方北方と云ふやうな土地の差別である如く考へて居るのでありますけれども斯う云ふやうな土地の差別ではないのである、南北と云ふことは或は「ヤングチヤイニス」――古い所の支那と若い所の支那、さう云ふ老若の區別であると云ふ風に說く所の人もあるのでありますけれども是も決してさうではないのである、此南北の實際の有樣と云ふものは、自覺したる支那と、それから自覺しない所の舊制度を維持せんと欲するものと、此二つに分れるのであります、即ち舊來の政府が此の方に於て地位を占めて居る、それを覆すが爲には、南の方に於て根據を作つてやらなければならぬからして、其運動が何時でも南から起る、今日の政府が北に在る、之を覆さうと思ふ者が南に在ると云ふ所から、南北と云ふ問題が起つて居るのである（「學校でやり給へ」と呼ぶ者あり）斯の如く南北と云ふものは、自覺者と自覺しないと云ふ、此二つの差別になつて來るのである、斯う云ふやうな事になつて來ると云ふと、此の北の方の人間と南の方の人間との間に所謂北方南方と稱する者の間には、非常なるそこに差が生ずるのである、性質上の差が起つて來るのである、即ち北方と稱せらるゝものは、舊來の政府を維持する、腐敗墮落してそれに滿足して行かうと云ふやうなものであるが、南の方は之に對して此國の腐敗、國の滅亡と云ふことを考へて、さうして此の改革をやらうと云ふ氣慨ある、剛操のある所の人民から成立つて居ると云ふことになつて來るのである、そこで此南の方の人間は、單に剛操氣慨と云ふものがあるのみならず、又空論家に止まらずして、大に勢力を持つて居る實力を持つて居る、所謂革命と云ふものを單に戰爭であると云ふことを考へるからして、さう云ふことが起つて來るが、革命は決して戰爭でない、人氣である、國民運動の大勢がさう云ふ風になつて來るのである、人氣であると云ふ問題を考へて見たならば、南の方は單に空論家でなくして實際の根據を備へて、さうして遂に最後の勝利は南の方が制することになるのである、さう云ふことを考へて見たならば、日本の將來としては、どうしても南の方の人間と親善を結んで、東亞の將來を完全に發達せしむるやうに圖らなければならぬと云ふことが起つて來るのである、此點に對する私は政府の考は、どう云ふやうな考を持つて居らるゝか、南と北と云ふものに對する誤解が茲にあるのではないかと考へるのである、此點に關する政府の確たる御見解を承りたい、それから一體南北に對する從來我國の意嚮と云ふものは、どう云ふ風になつて居たかと云ふと、人民一般の希望としては、南方に對して同情を表し、北方に對して同情を表しないと云ふ、さう云ふやうな有樣か、南北の問題が起つて以來常に有つたのである、而して政府のやり方は、一番初めに起つて來たのは、南北の問題の爲めの政友會の態度であるか、此政友會の態度は南北問題に對して、私は其態度としては非難すべき點が無かつたと思ふ、即ち此南北問題に對して純然たる局外中立を守つて孰れも偏しない所の政策を取つて居られたのである、唯だ此政友會から派遣して居つた所の公使伊集院氏のやり方と云ふものが、政友會の本來の希望と悖つたやり方し、其爲に南北問題に於て政友會の趣意は一貫しなかつたことになつたのである、それから其次に起つて來た所の憲政會内閣に就ては、此の南北問題に對しては、吾々の大に意を得た所のものである、即ち南方の覺醒したる人民共に對して同情を表し、北方の墮落したる者に對して打擊を與へる、斯う云ふ政策を執つたのである、併し此の憲政會の趣意は、唯だ終りに至つて一貫しなかつたと云ふ事に付いて私は遺憾を表するのである（笑聲起る）然るに今度の内閣のやり方と云ふものは、實に奇怪千萬なるやり方である、私は昨年支那に行きまして、支那から歸つて來ると、此の内閣諸公に對して誤りを匡さんと欲して之れを尋ねたのである、尋ねた時に、諸公は袁世凱のやうな者が倒れたと云ふことは、非常な誤りであると云ふやうなことを耳にしたのである、さう云ふやうな考を持つて居つては、此の支那の外交と云ふものは、到底やることが出來ないのである――支那外交に臨むことは出來ない、必らず將來に於いて失敗をするであらうと考へた、事實は其の通り著々として失敗して居るのである、其の後春期に起つた所の借款――五百萬圓の借款と云ふものは北方段祺瑞援助の爲めに之をやられたものである、而して夏期に起つた所の督軍反抗運動、それに續いて起つた復辟運動に對する政府の遣方は、全然北方援助の方針に出でゝ、非常なる誤りに陷つたのである、併し是等の事は前議會に於て論じ盡されて居るから、今更是は追窮しませぬが、其後に起つた所の彼の一千萬圓の借款はどうであるか、それから又兵器借款はどうであるか、兵器の借款と云ふものは、全然是は北方を援助する爲めにやられたものではないかと云ふことを思ふのである、金を貸し、それから兵器を與へて、さうして是が北方政府の爲にならないと云ふ筈はないのである、或は之を監視すると云ふけれども、監視するには如何なる方法を取るか若し監視した通りに實行しなかつた場合に於ては、其制裁方法としてどう云ふ手段を執るか、之に對する方法が今日十分案出せられて居るかどうか、さう云ふやうなことを考へて見れば、今日政府のやる所の事は、北方援助と云ふことを十分に貫徹しやうと云ふのでやつて居るのである、而して最近に至つて此政府の態度に於て非常に怪訝に堪へぬ二つの事實を發見して居る、それは何であるかと云へば、第一は彼の梁士詒が日本へ來遊した時に於ける政府の態度はどうであつたか、梁士詒は何者であるか、彼は帝政の元兇と稱せられて居る者である、支那に於ては所謂繩付きの者である、兇狀持である、支那に於ては大手を振つて己れは梁士詒でござると言つて步くことが出來ない日陰人である、然るに彼の梁士詒が日本へ來て優遇款待を受けた所の狀態はどうであるか、殊に彼の梁士詒は本會に於ける開院式に於て參列したのではありませぬか、彼の參列した有樣は外交官でなければ出來ない地位を占めて入つて來たのである、外交官と云ふものであるかも知れない、或は西原龜三と云ふやうな、資格で外交官であるかも知らないが、苟も　陛下の御居でになる彼の神聖なる開院式に斯かる日蔭人、斯かる犯罪人を列席せしむると云ふことは何たる失態であるか、是は宮内省の手續を經て來たものと言ふかも知れぬが、私は其裏には必ず政府當局者の推薦があると云ふことを信ずるものである、さう云ふ人間を參列せしむるやうな考であるからして、對支外交に於て大方針の失敗を生じて來るのである、それから又近時時事新報紙上に於て掲げられてある「吾輩の對支觀」と云ふ議論がありますが、是は果して何者の意見であるか某外交官と云ふ所を見れば、必や今日官に就て居る人間の談としなければならぬのである、或は本野外相の談であるかも知れない、或はさうでないかも知れない、此世の中に於て風說せられて居る所に依れば、是は林公使の意見であると云ふことを云ふて居るのでありますが、是が果して事實であるかどうか（「事實」と呼ぶ者あり、笑聲起る）若し是が林公使の意見であると云ふことになつて來たならば、斯う云ふやうな考を有つて居る所の人間を、支那に對して派遣をして置くからして、支那の外交と云ふものは全然失敗に陷るのである、今迄此一箇年の間に現政府が支那の外交に對して爲したる所の狀態を見ると、殆ど何事を爲したか其結果に於ては何等の現はれる所もないのである、昨年の今頃の狀態と云ふものは、恰度今日の支那のやうな狀態であつたのである、若しも彼の當時此政府が斯の如き援助をやらなかつたならば、支那は非常な發達を爲して居つたのに違ひないのである、然るに其發達を妨害したのは即ち此日本の政府である、此發達の妨害をやつて、其結果はどうなつて來たかと云ふと、支那人民一般の反感を買つたと云ふことに終つてしまつたのであります、斯う云ふやうな狀態で、若しも是が普通の時であつたならば、或は忍ぶことが出來るけれども今日東亞に於て斷じて行つたならば、何時も出來ると云ふやうな此大事な時機に於て、支那外交の失敗を爲したと云ふことは、到底吾々の忍ぶ所ではないのでありまするが、若しも此方針を續けられると云ふことになつて來るならば、段々と日本の之に對する所の被害と云ふものが增大して行くのであります尙此方針を續けられると云ふ所の御考であるかどうか而して又此洵に傍若無人なる、不屆千萬なる、此某外交官の談と申しまする殆ど日本の外交官の談とも言へないやうな段祺瑞の外交官の如き、斯う云ふ

外交官の談を繰返して居る、斯う云ふ公使を再び北京に向つて派遣する御考であるか、先程尾崎君の質問に其一事がありましたけれども、之に對して外務大臣は何等の御答辯も無かつたやうでありますが、之に對して外務大臣の十分なる御答辯を希望する次第であります（拍手起る）

○國務大臣（法學博士子爵本野一郎君） 議長。

○議長（大岡育造君） 本野外務大臣。

〔國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇〕

○國務大臣（法學博士子爵本野一郎君） 諸君、對支外交に付ては、最早色々な説を御聞きになつて居りまするから、今更長く御答致す必要もないと思ひまするが、今井君の御質問に對して唯一言申して置きたいと思ひます、一體支那に對して政府はどう云ふ考であるか、是は政府は決して支那の分裂を希望する者ではありませぬ、是はもう明かであります、又支那の健全なる發達を誠實に希望致して居る者であります、隨つて支那全體に對して公明正大な態度を執る考であります、今日迄政府が支那に對して執つて居りまする方針は、公平なる眼を以て見ればそれに相違ないと確信致して居ります、此後と雖も政府は支那の内部の政爭には干渉せずして、支那の健全なる發達を援けて行く積りであります、私は唯今今井君が言はれた南方を援ける爲めに斷然干渉をせろと云ふ御議論には、全然反對であります（拍手起る）

○岩崎勳君 議長。

○議長（大岡育造君） 岩崎勳君。

○岩崎勳君 質疑の通告者はまだ十七八名も殘つて居りますのであります、故に本日は此程度を以て、日程と共に全部延期せられまして、明二十三日特に例刻より開會續行せられむことを希望致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 岩崎君の延期の動議には（「異議なし異議なし」と呼ふ者あり）御異議がないと認めます、仍て本日は之を以て散會を致しまして、明日は例の如く午後一時より開會致します、日程は公報を以て御通知を致します。

午後五時十五分散會

○大正七年一月二十三日（水曜日）

午後一時十六分開議

議事日程　第三號

一 國務大臣の演説に對する質疑　（前會の續）

第一 所得税法中改正法律案（政府提出） 第一讀會
第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第三 通行税法廢止法律案（政府提出） 第一讀會
第四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第五 酒造税法中改正法律案（政府提出） 第一讀會
第六 右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第七 酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案（政府提出） 第一讀會
第八 右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第九 麥酒税法中改正法律案（政府提出） 第一讀會
第十 右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第十一 清涼飲料税法案（政府提出） 第一讀會
第十二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第十三 自家用醬油税法中改正法律案（政府提出） 第一讀會
第十四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第十五 砂糖消費税法中改正法律案（政府提出） 第一讀會
第十六 右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第十七 織物消費税法中改正法律案（政府提出） 第一讀會
第十八 右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第十九 石油消費税法廢止法律案（政府提出） 第一讀會
第二十 右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第二十一 戰時利得税法案（政府提出） 第一讀會
第二十二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第二十三 郵便法中改正法律案（政府提出） 第一讀會
第二十四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第二十五 臨時國庫證券法中改正法律案（政府提出） 第一讀會
第二十六 右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第二十七 貨幣法中改正法律案（政府提出） 第一讀會
第二十八 右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第二十九 戰時船舶管理令（承諾を求むる件）
第三十 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○議長（大岡育造君） 報告があります。

〔書記朗讀〕

一議員より提出せられたる議案左の如し

輸出綿織物檢査所設置に關する建議案

提出者 隅田豊吉君 中村啓次郎君 兒玉亮太郎君

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一常任委員補缺選擧の結果左の如し

第一部

豫算委員西村丹治郎君（中山梅治郎君補闕）

第二部

豫算委員尾崎行雄君（富田幸次郎君補闕）

決算委員池田龜治君（山内範造君補闕）

○議長（大岡育造君） 會議を開きます、議事進行に關する發言を樋口秀雄君から求められました、之を許可致します。

〔樋口秀雄君登壇〕

〔拍手起る〕

○樋口秀雄君 私は本期議會の劈頭に於きまして、議員の言論尊重に關する意味を以て、議事進行に關する發言を願つたのであります、斯の如き發言を求めました最近の動機は、昨日本議場に於ける質問戰に於て、吾黨の尾崎行雄君に對する議長の發言許可の件に關聯した問題であります、速記錄にも載つて居りまする通り、尾崎君が此質問戰の作戰上、種々閣員諸公に質問を致しまする順序を致しまして、自席より發言を求めました、然る後綜合的に質問の矢を放ちたいと云ふ考を以て、議長の許可を請うたのであります、然るに議長閣下に於かれましては、議場整理の上からして之を以て不便なりとし、最初に總括的の質問を提出し、然る後に其政府の答辯に應じて、誠意ある若くは不誠意なる政府の答辯に應じて、更に第二の質問の矢を繼がんことを期して居られたのであります、然るに私は大岡議長閣下の議場整理の御能力に就きましては、深く敬服して居ります者でありまするが、其周到なる議長に於かれましても、智者も千慮の一失と申しませうか、昨日自ら誓約せられましたる尾崎君の第二の發言を許可せざるに先だつて、尾崎君が席場より屢々議長と連呼するに拘らず、次の質問者に對して發言を許したのであります、是に於てか尾崎君の質問は、遂に十分に要領を得るに至らずして止んだと云ふことは、吾々言論を尊重しまする議員と致しましては、甚だ遺憾至極に存じて居るのであります（拍手起る）前議會に於きましても私は屢々甚だ僭越ながら大岡議長に對して御反省を求めたこともありますが、本議會に於ては、賢明なる議長は既往の行爲に鑑みられて、最も公平なる御措置に出でられるであらうと豫期して居つたのであります、昨年の臨時議會に於かれましては、議長としての職權運用の上に於て、如何なる妙用があらせらるゝか知らぬけれども、憲政有終の美を濟すとか、或は國運進展を促進すると云ふやうな、大抱負を宣明せられたる所の議長が、又本期議會の初に當つて、各派協議會に於て、吾々議員に對して御叮嚀にも議員の言論動作を愼んで、其品性を揚ぐべく御慫慂あつた所の議長として、十分御資格のある最も適當なる議長にして、昨日の擧に出でられたことは、私深く遺憾とする所であります（拍手起る）或は尾崎君が第二の質問を遂にしなかつたと云ふことは、左まで重大の關係がないと御考の方があるか知れませぬが、實は然らず、作戰上御承知の通り、尾崎君は第二の腹案として、種々なる質問の矢を放つべく用意して居つたのであります、然るに遂に是が議長閣下の不注意――故意ではない所の不注意ではないかも知れませぬが――爲に其質問の要旨を徹底するに至らずして止んだと云ふことは、私深く遺憾に堪へない次第である、尤も左程重大の結果はないと云ふやうな事を仰しやつた方があつたやうでありますから、甚だ賢明なる院友諸君の中、不幸にして其結果が重大ならずと御考なさるならば私は其事實を茲に列擧して見たいと思ふのであります、先づ尾崎君の質問の目的が、議長閣下の第二の質問を許されなかつた爲めに、其的を失しました、第一は尾崎君の戰爭の目的變更に關する質問であります、此質問たるや、私の考を以つてすれば、最も重大の質問であると思ふ、尾崎君自身は大隈内閣當時に於ける戰爭の目的は、既に　詔勅に炳焉として明である、今更問ふに及ばぬと云ふ問に對して、本野外務大臣は、當時の事は　詔勅にあると云ふ單純

なる遁げ言葉を以て隱れて仕舞はれた、併し尾崎君の問はんとした本旨は、此には無かつたのでありまず、昨日も尾崎君の述べられた通り、此聯合與國の戰爭の目的は、當初よりして全く變遷するのではありませぬけれども、多少變遷して居る、彼の「ロイドジョージ」なり若しくは「ウイルソン」大統領なりの教書に依つて見ますれば、近代思想勃興の結果として、此戰爭の爲めに促進せられたる所の民本主義、此民本主義の爲めに、飽くまで之に反對する所の、或は閥族なり、或は獨逸軍國主義と云ふものを徹底的に打破しやうとする目的に變つて來た、其宣言に對して寺內首相閣下も、亦之と同意であると云ふやうな返答をせられたのであるが、果して然らば此寺內內閣は、果して現代の民本主義に從つて行くやうな、政治上の施設をなさるかどうかと云ふやうな質問を發した（拍手起る）之に對して誠心誠意を標榜せらるゝ寺內伯爵閣下は、尾崎君が四十度以上の發熱のあるにも拘はらず、病を推して質問して居る、國家の爲めに質問して居るに拘はらず、首相閣下は倉皇として席を離れられ、之に代つて注文もせざる本野外相の如きが出られて、意外の答辯をせられたと云ふ悲運を見たのであります、斯く誠心誠意を標榜せらるゝ內閣諸公をして、不誠心不誠意のことを玆に暴露せしめたのも、是れ亦議長閣下の不注意の結果であつたかと、私は殘念に存ずる次第である、又尾崎君が本野外相に對して質問された所の、段內閣の援助の事實ありや無しやと云ふ問題に對して、必ずや此狡猾なる本野外相は、段內閣援助の事實なしと逃げらるゝに相違ないと云ふ、之を豫期して居つた、此に於て第二の質問の矢に於て、見事段內閣援助の事實を列擧して、さうして本野外相の誠意なる答辯を求めやうとしたのでありますが、是亦議長閣下が第二の質問を許されなかつたが爲めに、水泡に歸したのであります、又次には現政府が政府として、支那の政府に對して交涉するの外はない、他人に對して日支親善の途がないかの如き口吻を洩されましたけれども、其支那政府なるものと、現內閣及現外務省の見て居られます所は、果して支那の國民を基本としたものであるや否やと云ふことに對しまして、深く疑を吾々は持つて居る、此に於てか此點に對しても明かな答辯を聽かんとしたのでありますけれども、本野外相は政府ある以上は、政府と交涉する外途はないと云ふやうな、官僚諸君の事務上の交涉と同一視されて、遂に政治上の問題に對する責任ある答辯を得なかつた、是亦不幸にして議長閣下が發言を許されなかつた結果、現政府の眞底有して居る本心を、吾々議員が窺ひ知ることが出來なかつた憾が貽されてあるのであります、又尾崎君は事實の一として、彼の所謂軍機借款の背後に潜んで居る種々なる事實を列擧して、さうして現內閣の遣口が如何にも皮相で、場當り主義、其場限りの政策で、日本帝國の爲めに、永遠の東洋平和の爲めに策する所が更に無いと云ふ事實を暴露する爲めに、種々なる材料を有つて居られたのでありますけれども其の材料を玆に暴露する機會を遂に無くなして仕舞つたのであります、其他段內閣の辭職以後我が外務省並に日本の在外使臣が、如何なる行動を爲して居るかと云ふことに就ては、後日豫算會議に於て更に詳細の質問はさるゝでありませうけれども、斯の如き場合に於て、昨日の如く閣員諸君が不誠意不誠實なる態度を以てせられたならば、吾々は遂に國家の大問題に對して、充分の眞相を會得する事が出來ずして已むやうな遺憾を見るのであります、尙は其他列擧致しますれば、種々なる條項がありますけれども、要するに此議會に於ける質問は、政府の與黨と致しますれば、尙更政府の趣意を國民一般に徹底せしむる爲めに、反對黨としては政府の施設の上に過があれば、之を擧げて其反省を促がさんが爲めに質問するのでありますから、之を假すに時間を以てし飽まで言論の自由を尊重してこそ、吾々議院の體面が保たれるものと確信して居る、然るに前議會以來議長閣下のなされ方が、動もすれば局外者をして、如何にも有心故造さるの如き疑を抱かしむる虞があると思ふと共に、議長閣下の處置をして深く遺憾に堪へざる次第であります、仍て是等の點に對して議長閣下の深き反省を希ひ、今後此質問戰と言はず本會の場合と言はず、願くば聯合與國に於ける如く、擧國一致を以て此困難に當る大事の場合でありますから、議院に於ても、從令反對黨たると與黨たるとに拘らず、十分の言議を盡さしめるだけの餘裕を御與へ下さることを、議長閣下に要望する次第であります、從つて此場合誠心誠意、公平なる態度を以て自己の誤りであることを表明せられて、更に尾崎君に第二の發言を與へられんことを希望する次第であります。

「「のう〳〵」と呼ふ者あり拍手起る」

○議長（大岡育造君）　樋口君の御注意の次第、御親切の點だけは之を受けます、併ながら昨日の議場に於きまして、私は何等不公平な事を致した覺はない（「のう〳〵」と呼ふ者あり）御聽きなさい（「のうぢやない」と呼ふ者あり）尾崎君より十か二十程の箇條がある、それを一々此處で問ふて後に綜合したいと云ふのである、それは事情許すべきことに私は思ひませぬ、又多數の希望に反するに依つて、先づ大體を御述になつて不足があつたならば後に御述なさつては如何と申したのであります、あれだけ長い時間、一番多くの時間を取つたのは尾崎君である（「ひや〳〵」「のう〳〵」と呼ふ者あり）それは御承知の通り十分時間を與へた（「時間の長短を論ずる勿れ」「默れ〳〵」と呼ふ者あり）一通り御聽きなさい（「默れ」と呼ふ者あり）御聽きなさい二十程あると云ふことでありましたけれども、御自身は八つで御止めになりました、私は次の政府の答辯の後ちあるかと思うて、少しく待つたのである、其後鈴木君を呼んだ（「のう〳〵」「ひや〳〵」「其の通り」と呼ふ者あり）いやそれはね、餘り長い時間を與ふべきものでない、此間は誠に議長の働きに御任しにならぬければならぬものである（「ひや〳〵」と呼び拍手起る「發言を求めたいのだ」と呼ふ者あり）其事だけを御承知置を願ひたい、急いで差止めたのではない、少しく待つたがそれは僅なものである、其所を能く御承知にならぬといけない、十分に諸君に意思の徹底するやうに私は努める、御頼みがなくても此方から努めますから、それだけはどうぞ善意に御解釋を願ひます、而して又名を議事進行に籍りて、唯今のやうに政治問題の討論をなさるやうなことは、なさらぬやうに願ひたい（「ひや〳〵」と呼ふ者あり拍手起る）

山本悌二郎君。

［「それは議場に對する作戰であるか、政府に對する作戰であるか」と呼ふ者あり］

［山本悌二郎君登壇］

［拍手起る］

○山本悌二郎君　私は極めて簡單に二、三の質疑を政府當局者に致したいと考へます、今回の政府の計畫中に於て、最も骨子となり重きを爲せるものは、言ふ迄もなく國防計畫であります、而して之に伴ふ所の增廢の稅案でありませう、固より國防の必要なることに就ては、今日國民一人として恐らくは異存はありますまいと考へます、併ながら增稅なるものに至りましては、是は國民に取り、又議會に取りまして、頗る重大なる案件でありまして、又之を提出せられた所の政府に於きましても、斯樣なる重大なる案件を提出する以上は、之に先だつて爲すべき所の事柄が、まだあつたであらうと疑ふのであります（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）言ふ迄もなく租稅は國民の膏血である、此租稅の增徵若くは新稅の設定と云ふことを、國民に向ひ、議會に向つて要求する以上は、政府は其歲出に於て、其政費に於て、極力整理を加へ、節約を加へ、是程に節約整理を加へ、尙是程の不足を生ずるが故に、此分は國民に向つて氣の毒ながら要求しなければならぬと云ふ態度を執らなければならぬ（「ひや〳〵」と呼ふ者あり拍手起る）昨日の總理大臣並に大藏大臣の演說中に於て政費の節約に意を致したと云ふ事柄を一寸半言隻句の間に聽きましたやうでありますけれども、如何なる方面に於て、如何なる程度に於て、此の節約をなし、此の整理をなしたかと云ふことに至つては、毫も聽く所が無かつたのであります（「ひや〳〵」と呼ふ者あり拍手起る）而して豫算全體――提出されたる所の豫算案、及び是に關係する所の書類を通覽致しましても、其何れの頁に於ても、節約整理の迹を認むることは私は出來なかつたのであります（拍手笑聲起る）斯樣なる國民に向つて重大なる要求をなさしむる場合に於て、先づ以て政府者が此方面に十分の意を致さなかつたと云ふことは、如何なる次第であらうかと云ふのが私の第一の質疑であります更に全體の計畫を通覽致しますれば、甚だ言辭其當を失するかも知れませぬが、露骨に申しますれば、失禮ながら矛盾、撞著、不徹底の點が甚だ少くないと思ふのであります（拍手起る）例へば一例を引いて御尋を致しますが、政府は產業の興隆、貿易の發展と云ふことに就ては、全力を致して居ると云ふことの聲明は、一再にして止らなかつたのであります、然るに此產業の勃興、貿易の發展と云ふことに就ては、何を措いても先づ以て必要なるものは、資金資本であると云ふことは、是は私が申す迄もないことである、故に果して貿易產業の發展伸張を圖らんとし、其目的を達せんと欲するならば、先づ以て

此資金の供給と云ふ點に向つて計畫を立て、全力を注がなければならないではないかと思ふのである、然るに政府は之に向つて、果して何等の事を唯今迄なすつたであらうか、支那に對し、南洋に對し、其他外國金融の點に關しましては、是れ〳〵の事をなされたと云ふことは、大藏大臣の昨日の御説明にも承りましたが、內國產業に向つて資金を供給する政策に就ては、何等聽く所は私は今迄無いのであります、無い許りでない、單り聽かざる許りでない、本員等の見る所に依れば、政府の爲したる所、將に爲さんとしつゝある所は、往々にして此資金供給と云ふ途に向つて、妨害を加へるが如き事がないだらうかと云ふ疑を起すのであります（拍手起る）昨年議會の協賛を經て、法律第七號を以て實施になりました所の二億圓の公債募集、之に附加へて本年此議會に提出されて居る所の三億圓の追加案、是れは如何なる目的を以てであるかと申しますれば、表面に現れたる所に於いては、爲替の調節及軍需品代金決濟に必要の爲めと斯うなつて居りますが、如何にも軍需品代金決濟を圓滑ならしめ、及對外爲替を順調に導くと云ふ上に就ては、或る程度迄は斯樣な處置も必要でありませう、併ながら其中の最も大なる目的である爲替の調節、爲替資金の供給と云ふことに就ては、政府は此處置を執らなければ、果して他に途がないのでありませうか、此政府が自ら進んで政府の仕事として、此處置を執らずとも、單に爲替資金の調達と云ふ問題であれば、他に方法が幾多あると云ふことは私が申すまでもなく、恐らくは政府當局は御承知であらうと思ふ、然るに拘らず、此方法を執られると云ふことは、揭げたる所の目的は爲替資金調節に在るが、其裏面に於ては、所謂金融調節と云ふやうなことが伏在して居るのではないかと思はれるのである、之に付ては前議會の豫算會に於て質問が起りましたが、それに對して大藏大臣は決して左樣な意味は持つて居らぬと云ふ所の宣明がありましたけれども、併ながら更に又本議會に於て、三億圓の追加を提供するに至つて、私共は未だ此疑を脫することが出來ないのであります、抑々內地產業の將來の發達に向つて要する所の資金は、何れからして供給すべきものかと云へば、是は固より地から湧くものでない、天から降るものでないのであります從來內地に活動しつゝありし所の資本より生ずる所の純益、是が一つの財源に相違ない、之を除いては即ち外國貿易及び其他の關係から、對外貸借の上に現れる所の剩餘金、所得金、是が即ち我國の將來の產業の資本として働くべきものである、我國に於て年々幾何づゝ程の從來活動して居る資本に對する利益が出て來て居るであらうかと云へば、是は大抵三億から四億の程度であると云ふことは。天下公知の事實ではありませぬか、所が一面に於ては果して幾何の事業資金と云ふものが、今日必要になつて居るであらうかと申せば、是は昨日も大藏大臣が申された通りに、戰局發生以來、事業計畫資本は二十五億に及んで居つて、而も大正六年度に於て、十億五千萬圓に上つて居ると云ふ事を申されて居る、斯の如き巨額の資本、是は悉く今日までは無論實際に於ては拂込まれても居りませぬけれども、續々是は將來拂込まれて行くべき運命を持つて居る所の此二十五億有餘のもの、之に對して果して幾何の內地より生ずる所の資本が出來るであらうかと云ふと、之に對して一年に僅かに三億か四億しか出來ないのである然らば此不足と云ふものは何れに仰ぐべきかと云ふと即ち對外貸借の上に現はれる所の我國の所得金を以て之に充てなければならぬと云ふ事は當然であらうと思ふ、幸にして戰局發生以來、我國の得る所の此差金、是は十八億に上つて居ると云ふことは、昨日大藏大臣も申されて居る、其中で十三億と云ふものは、外國の用に供して、殘り、五億程のものは、先づ以て眞に殘つたと云ふやうな狀態になつて居るのもあります、それを尙此上所謂金融調節と云ふ意味でありますか、又は爲替調節と云ふ名義でありますか、兎も角も是は日本の市場より引揚げて、或は之を外國に投資すると云ふやうな事になるのでありませうと思ふが、左樣に致しましたならば、我國の此將來の產業に向つての資本の涸渇を來す憂がないかと云ふことを、私共は疑ふのである、それも此方法を執らずんば、爲替調節の途無しと云ふことならば則ち已む、左樣でないと云ふことは私が諄々しく申すまでもなく、他に方法があるのではありませぬか、で斯樣な一面に於ては產業の興隆、貿易發展を計畫すると稱して居ながら、一面に於ては之に必要なる所の資金の供給に對して、之を獎勵せざるのみならず、寧ろ之を阻害するが如き所の方針を執ると云ふことは、是は一つの矛盾ではありますまいか、撞著ではありますまいか（拍手起る）固より斯く申せば、海外の資金を際限もなく我國の市場に供給すると云ふことになつたならば、即ち通貨の膨脹、資金の橫溢を來して、非常なる反動を惹起す虞がある故に、斯樣な方法を執らなければならぬと申すのであらうと思ふが、或る程度まではそれも必要でございませう、併ながら元來此通貨の膨脹と云ふことがそれ程絕對に恐ろしい事であつて、一から十まで根こそぎ之を防遏しなければならぬものであるかどうであらうか、抑々產業興隆の場合に於ては、物資の移動が益になる、即ち之を媒介する所の通貨と云ふものが、それだけに增加しなければならぬと云ふことは、是は當然な譯である、然るに一面に於ては產業の興隆を期して居ながら、一面に於ては其媒介に當る所の通貨の膨脹と云ふものは、從前の通りに止めて置かうと云ふ、其御考が抑々矛盾ではありますまいか、通貨の膨脹、通貨の數量は從前の如くに成るべく措いて、さうして事業は――何十億でも、數十億でもの資本を事業の方に投じて事業の興隆を期する、斯樣な事は手品師でなければ恐らくは出來ないと思ふ、產業興隆の自然の結果として、通貨は膨脹すると云ふことは免れないのでありまするが故に通貨膨脹と云ふことを絕對に之を防止すると云ふが如き考を以て、而して一面に於ては產業貿易の發展を期すると云ふが如きは、是れ正しく矛盾撞著の一例ではないかと拙者は考へるのであります、更に又今回提案になつて居りまする所の通行稅、其他各稅に就て見ますれば、通行稅は昨日の大藏大臣の御說明に依れば、主に都市に於て下層階級の人民の負擔に歸するものであるからして、成るべく之を輕減するの意味を以て全廢に決したのである、斯樣な說明がありました、通行稅の主なる負擔と云ふものが都市にあると云ふことは事實でありませう、併ながら都市の下層階級が主に之を負擔して居ると云ふことは、如何なものであらうかと思ふのである、東京市の電車、之に乘る所の者が悉く下層階級であらうか如何であらうか、自動車若は人力と云ふものを使用する少數の人民を除く外は、貧富を問はず悉く之を利用して居るのではありますまいか（拍手起る）併ながら假りに一歩を讓つて、是が下層階級の主に負擔する所であると致しても、此稅たるや所謂都市の一部分に限局されたる所の負擔である、然るに同時に提出されて居る所の郵便電信料の增徵と云ふもの之と對比し來りましたならば、如何なる考を當局は起すでありませうか、國民は起すでありませうか、郵便電信は、全國の國民の負擔に歸する所の稅であつて、下層階級の者と雖も、決して端書を出さないにも限らない、又手紙を出さないにも限らない、電話を掛けないとも限らないと私は思ふのである、一面に於て下層階級の負擔を輕減する爲めなりと稱して通行稅の廢止を提案し、而して一面に於ては國民全般の負擔に歸する所の、而も下層階級も同じく影響を蒙る所の、此郵便電信料の引上と云ふことを御提案なさつたと云ふことは、是は所謂矛盾ではありますまいか、撞著ではありますまいか（拍手起る）更に又農商務所管に於て、私は一つ一例を擧げます例へば製鐵所の擴張費二千七百萬圓、是が一般收入から支出されることになつて居るのであります、今日增稅をしなければならぬと云ふ、斯樣な非常な場合に於きましては、何を措いても總ての一般收入租稅負擔に屬する所のものは、出來得る限り他の方法を講じなければならないのであります、其中に付きましても製鐵所の擴張費の如きは、是は生產的事業であつて、之を公債に仰ぐと雖も、何等差支を見ない所のものであると考へる、而も公債を募集するに非常に困難なる事情前途に橫はれると致しますれば是は致方ありませぬが、一方に於ては、三億圓も不用なる所の國庫證劵すらも募らうとする場合に當つて、又募り得べき見込を以て政府が御提案になられた場合に、僅に二千七百萬圓を三箇年の間に募集出來ないと云ふことは、決して政府は言はれまいと思ひます、之を假りに一般收入より支辨することなくして、公債收入を以て致せば、玆に三箇年の間と云ふものは、二千七百萬圓と云ふ財源が新たに生れるではありませぬか、一面に於ては增稅をなし、一面に於ては公債の募集を計畫して置いて、而して一面に於ては斯の如き當然公債に移すべきもの、移すを便宜なりとする製鐵所の擴張費の如きを、尙租稅負擔より生ずる所の收入に依り支辨せんとする計畫を立てたと云ふことは、是は同じく矛盾ではありますまいかと私は考へる（拍手する者あり）更に又文部省の所管に立入つて見ますれば、敎育費の國庫補助金一千萬圓、之を解剖して見ますれば、其中の四百萬圓が地方市町村敎育費負擔の輕減の爲め、殘る六

百萬圓が教員の增俸、而して此教員の增俸と云ふことは何が爲かと言へば、教育の改善の爲めなりと云ふことを私は聞いて居る、市町村負擔に歸する所の教育費約四千萬圓に對して、僅に玆に四百萬圓と云ふものを以て、其輕減を期せんとすることは是は如何なものであらうか、輕減と申せば四百萬圓に對して四十萬圓でも輕減には相違ありませぬ、況や四百萬圓ならば、尙更宜しいかも知れない然れども大凡斯の如き場合に於て增稅までしなければならないと云ふ場合に於ての計畫としては、全然之を廢めるならば則ち已む、若し之を爲さると云ふことなら、何故負に一面に於ては增稅をやるが、一面に於ては負擔の輕減をすると云ふ、徹底的に負擔の輕減の出來ることに、なさらぬかと云ふことを疑ふのである、又殘る所の六百萬圓、是は教育の改良と申さるゝけれども、二十圓の平均俸給のものを、假りに三十五圓とすることが出來る、若くは四十圓とすることが出來ると云ふならば、善良なる所の教員を任用することが出來て、隨つて教育改良の目的を達することが出來やうと思ひますが、二十圓平均の俸給に對して僅か三圓程の增俸にしか當らぬもので、それで果して二十圓の月給取を二十三圓に採用するからと云ふ事が、適當なる教員を——今日よりより以上の善良なる教員を採用する事が出來、之に伴うて教育の改善と云ふ事を期すると云ふ事が、果して出來るでありませうか、帶に短し襷に長しと云ふやうな案ならば私は斯樣な異常なる場合に於ては、御提出なさらない方が寧ろ宜しかつたらうと思ふ位である、要するに是等も即ち十分に徹底したものでない、不徹底なるものであると云ふことだけの疑を私は存せざるを得ないのであります、私の問はんと欲する所は約めて申せば、政府は此增稅案を提出するに先だつて、如何なる理由、如何なる方面に於て、如何なる節約をなされ、整理をなされるかと云ふことが是が第一問であります、次には金融政策に付ては、一面に於て資金の供給を計る必要あるにも拘らず、一面に於ては却て其資金を日本の市場より取つて、他に投ずるが如きことに考へられるが、それに付ては政府に如何に御考になつて居られるか、通行稅と、及び郵便電信料の引上との比較に於ては、政府は果して十分なりと認めて居らないか否や、製鐵所に於ては、果して之を何故に公債支辨に移すことが出來なかつたのであらうか、教育費に於ては、果して當局は之を以て徹底なりと信ずる理由が有るであらうか有ればそれは如何なる數字上、其他の根據から之を說明なさることが出來ませうか、是等の點に付て當局大臣の說明を乞ふのであります。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 勝田大藏大臣……

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣(勝田主計君) 唯今山本君よりして、頗る綿密なる御質問がございましたに付きまして、大體の御答を致したいと思ふのであります、山本君の第一の御尋は、政府が國防の爲めに增稅をすると云ふやうな場合に於いては、先づ經費の節減を計らなければならぬのではないか、此の點に付きまして說明が餘り無かつたがどうであるか、斯う云ふことであります、大體の筋合は山本君の仰せられる通りであります、政府に於きまして此豫算を編成するに當りましては、經費の節約すべきものがあれば成るべく節約を致したいと云ふことで、要しまするに多少の節約をした部分がございます、併し是は餘り角立つて申上げる程の事もございませぬ、併し今日の狀態に於きまして、御承知の通りに此時局の關係より各種の方面に於て國務が非常に多端になつて居りまするので、それで幾ら詰り輕減を致したいと思ひましても、若し之を輕減するに於きましては、一面に於て忽ち國務の澁滯を來すと云ふやうな事柄が生じて來るので、左樣な狀況でありまするからして、此點に付きましては著しきものを輕減すると云ふことは出來ませなんだ、併ながら昨日も申上げる如くに此豫算を編成するに當りまして、各省より致しまして、普通の經費に付きましても、各省大臣の立場と致しましては、種々爲すべき仕事を計畫されて提出されたのでありますが、是等の點に付きましては、政府全體と致しましては十分留意致しまして、成るべく之を節約して掛る、是非止むを得ないものでなければ之を計上しない、斯樣な詰り方針を以て豫算を編成致しましたので、此點に付きましては、山本君の御心配の事柄は政府に於きましては、現今の事情に於きまして、出來得る限りの心配を致した次第でございます、第二に昨日より致しまして、諸君の中より政府財政計畫其他に付きまして、不徹底、矛盾、撞著があると云ふやうな御言葉を聽いて居りましたのでありますが、唯今山本君の御質疑に依つて如何なる點が不徹底であるか、如何なる點が矛盾であるか、撞著であるかと云ふことを、私が初めて聽き得たのであります、此點に付きまして、私は御答辯を致したいと思ふのであります、山本君の第一の矛盾不徹底と仰せらるゝ點は、金融の事であつたやうに思ふのであります、山本君の仰せには、昨日大藏大臣よりして、海外に關する所の金融の事柄は、相當の說明を聽いた、併し內地の金融に對する關係に付ては、何等の施設方策のあると云ふことを聽かない、又實際それは無いであらう、斯う云ふ御話であります、併ながら此內地金融に付きましては、政府は常に配慮を致して居りまするので、即ち各特殊銀行等に付きましても、それ〳〵改善を加へましたことは、私共が玆に喋々する必要は無い位であります、例へば日本銀行、此日本銀行の機能を增す爲めに、金融の便宜を圖る爲めに、見返り品の制度と云ふものを根本的に改良致した、是れ其活用如何に依つては、內地金融に付て重大なる改善を加へたことと信じて疑はないのであります、又工業金融に致しましても、例へば興業銀行と云ふものを增資致しまして、其銀行の力を詰り附けたと云ふことは、是亦此活動に依つて、工業金融の方面に於て內地金融と云ふものを大に改善を圖つたと云ふことを、私は申上げて差支ないものと思ふのであります、其他或は朝鮮銀行、或は臺灣銀行、或は勸業銀行と云ふやうな方面に於きましてそれ〳〵相當の改正を加へて、內地の金融を便にすると云ふことは、既に實行を致したのであります、又昨日申上げました通りに、是等の改善に付て、政府は決して滿足を致して居るのではないのであります、今回の議會に於ても、尙此金融の疏通を圖ると云ふやうなことに付きましては研究を重ねまして提案を致したと云ふものも多々ある次第であります、それ故に此點が不徹底であると云ふことは、私共は之を信じないのであります、それから第二には、爲替の調節の爲めに、政府は臨時國庫證券と云ふやうなものを二億圓募集した、又今回政府は、三億圓を增加して募集せんとする計畫があるやうである、是等の國庫證券の發行と云ふものが、要するに金融の調節と云ふやうなことを目的とし、又政府が常に唱道して居る所の產業の發達を妨害すると、斯う云ふやうな事柄になりはしないかさうであれば、是即ち一の矛盾ではないかと云ふやうな事柄のやうであります、臨時國庫證券の發行に關しましては、既に昨年の議會に於て其提出の當時是等の趣意、並に是等の運用の方法、働の程度等に付きましては、詳細に說明致して置きましたから、此所には精しい事は申上げませぬが、大體に於きまして我國の貿易關係と云ふものが、御承知の通りに好況を來して居るのでありますのみならず、此貿易外の關係に於ても、良好なる成績を維持して居るのであります、斯樣な狀況になつて居りまして、一面に於きましては、或は某國に於ては金の輸出を禁止する、或國に於ては金の輸出を禁止しないまでも、實際に於て金を取ることの出來ないと云ふやうな事情がある、斯う云ふ際に於きましては、是等の調節の方法として、斯の如き方法を以て行かなければならぬのであります、山本君の仰せの如くに、是か唯一の方法であるかと云ふと左樣ではありませぬ、色々な方法があります、是等の種々なる方法と云ふものを、政府は之を併せ用ゐてやつて居るのであります、唯た諸君の御協贊を仰ぐ爲めに、便宜として出て來たものが臨時國庫證券でありまして、種々なる方法と云ふものを、常に政府は考へてやつて居る次第であります、尙此爲替調節の外に、御承知の通り軍需品代金決濟の爲めに、新たに證券を發行することも申上げたのでありますが、是等の目的を完全に達して行かうとするならば、斯樣なる方法手段を執るに非ずして、他に方法手段がありや否やと云ふことを、私は寧ろ伺ひたいのであります、幸に是は諸君が御協贊下すつて居る事でありますから、大體に於ては諸君も私と御同感であらうと思ふのであります、扨て今回復三億を發行すると云ふことは、どう云ふことになりますかと云ふと、大正七年に於ける所の貿易の輸出超過の狀況、或は貿易外に於ける所の收入の狀況等に於きまして、今日より之を確實に言ふ譯には行きませぬけれども、今日の狀態から致しますれば、先づ債權關係に於て約六億か七億位のものは、矢張大正七年に於てもあるだらうと思ひます、之に加へまして、大正六年の決濟尻の大正七年に渡つて行くものが、三億乃至四億位はあるやうに記憶致して居ります、斯樣なる巨額の債權を持つて居ると云ふことでありまして、是等の債權の爲めに、一方に於て金の輸出が出來ぬと云ふやうな事柄

がありますと云ふと、爲替の調節と云ふものが當り前で放つて置けば出來ないのであります、矢張此方法で以てやつて行く――此方法並に其他出來得るだけの各種の手段を盡して、やつて行くと云ふことにしなければならぬだらうと思ひます、それで今回詰り三億の要求を又致した譯でありますが、さう致しまして山本君の寧ろ御心配になつて居る事は、生產資金と云ふものを寧ろ是が爲めに奪つて――內地の生產の發達を是が爲に妨害しはしないかと云ふことが、御心配になつて居る點でありますが、此點に付きましては、程度論でありますが、政府は成るべく是等の公債の募集に依つて內地の通貨を引揚げて、さうして產業の發達を阻害すると云ふことはやらぬことに致して居るのであります、それは現に昨年來兌換券其他通貨の發行高に付ても、大體に於て御承認下さること丶思ふのでありますが、之を唯だ放任致しますれば、所謂兌換券の濫發になりまして、物價騰貴其他種々なる經濟上の困難を生じて來る此點も救はなければならぬのであります、併し又一面に於て山本君の仰せらる丶如くに、無暗に通貨を引縮めて、さうして玆に發達せんとする所の產業の妨害になると云ふやうな事柄を致しては、是はならない譯であります、それで此兩面を考へて、其中庸宜しきを得なければならぬのでありますからして、政府の現今執つて居ります所の遣方に付きましては、先づ中庸を得たものであると云ふことを私は信じて疑はないのであります、併し山本君の御心配になる點に付きましては私共反對を致すのではありませぬ、御心配は御尤でありまして、それ等の點に於ても、政府は十分考慮致して行くと云ふことを申上げて宜しいであらうと思ひます、次に稅の事に付きまして矛盾のことを仰せられました、即ち一面に政府は通行稅と云ふものを廢すると云ふことを言うて居る、さうして郵便の稅を上げると云ふことを又言うて居る、此通行稅、郵便稅と云ふもの丶、一は減じ、一は廢し、一は上ぐると云ふことに付て玆に矛盾がありはしないか、斯う云ふことであります、是は或る意味に於て、或は一應御尤のやうに聞えるのでありますが、併ながら通行稅を廢すると云ふことに付きましては、御承知の通りに此通行稅と云ふものは、一般に課して居る所の稅ではないので、大體實際に於きましては、都會地の者が之を負擔する所の稅であります、其都會地の者も、山本君と或は見解を異にするか知れませぬが、私共の大體の觀察に於ては下層社會の者が之を負擔して居る所の者であると、斯う認むるのであります、尤も中流以上の者が電車其他を利用せぬことはありませぬが、之を達觀すれば、私は下層社會の者が之を利用して居るのであつて、即ち其負擔を受くる所の重大なる者は、下層社會だらうと思ふのであります、左樣なものであつて而も此稅が、稅と致しましては、殆ど極端なる場合を豫想致しますれば、十割と云ふやうな稅の率になる譯でありますので、斯樣なものは寧ろ廢した方が宜しいではないかと云ふやうな、考を有つて居りましたのであります、而して郵便稅の方でありますが是は私が申上げるまでもなく、色々其人に付ては議論がございませう、或は郵便收入と云ふものが――郵便收入と申しては惡いか知りませぬが、通信收入と云ふものが、或は手數料であるとか、或は手數料でないとか色々な論がありませうが、論は私は致しませぬ、我國が明治三十二年に於て郵便其他の事の賃金を定めました場合と今日とは、非常に經濟上の發展に依つてからに、經費其他に付ても大に違つて來て居るのであります、さう致しまして既に三十二年の改正と云ふものが、郵便通信の收入と申しまするものが、必ずしも手數料主義に行つて居らぬ、我國の如き、不幸にして爲す事の大に多端にして、さうして其收入の少なき吾々の國に於きましては、矢張通信收入の如きものも、收入として財政上の詰り援助に當てなければならぬ項目になつて居るのであります、之を今日多少上げると云ふことが如何であるかと申しますると、先づ一番に考へなければならぬことは、負擔の點であります、之を上げて非常なる負擔を增すか否やと云ふことを考へることが、是が實際の爲政家の考ふべき所の點でないかと思はれるのであります、さう考へて見ますると、此郵便の如きものは成程全國民が之を使ふと云ふことは其通りであります、併ながら此負擔の出來ないやうな所の者、即ち百姓でありまするとか、勞働者でありまするとか、左樣な者は餘り此郵便とか云ふものを利用することは少ないのであります、若し下層社會に於て、之を多く利用すると云ふ者がありとすれば、小商工業者であるのであります、是等は假りに負擔を受けたとしても、物品の賣買に依つて其負擔を他に轉嫁する所のもので、えらい又負擔を感じないのであります、大體に於て之を上げても餘り負擔を感じない――下層社會に於て感じないと云ふ事實は、私は之を現在に於てあると云ふことを認めて居るのであります、其意味に於て此郵便稅と云ふものを增徵すると云ふことに致しましたのでありますからして、通行稅の廢止と此郵便稅の改正と云ふことが、玆にえらい矛盾が實際上にあると云ふことは私は考へられませぬのであります、或は思想の上に於て、或は理窟の上に於て、多少あるか知りませぬが、私共は實際の上からは是がえらい矛盾なものであると云ふことを考へて居りませぬ、それから其次のが製鐵所の擴張費を公債に依つたらどうかと云ふ詰り御考である、即ち國防の爲に增稅をすると云ふやうなことがあるならば、是等は製鐵所の擴張費の如きものは、所謂政府の恆久財源の中から出て居るから、斯樣なものは公債支辨に移して、さうして其の餘地を以て國防の財源に充て、增稅其他の如きものは之を避けられたら――成たけ避けたら宜いぢやないかと云ふ精神であらうと思ふのであります、是は製鐵所と云ふもの丶其の性質其ものから申しますれば、一應御尤な御話であります、即ち一の作業でありまして、此作業が相當の利益を產して行けると云ふやうなものでありますから、斯の如き性質の仕事をやる譯でありますから、其資金を公債又は借入金に仰ぐと云ふやうな事柄は、理窟として私は是は餘り反對は致しませぬ、左樣な理窟があるだらうと斯う考へます、併ながら實際の今日の狀況から申しますると、之を公債に仰ぐと云ふ所の不可なる點が私は二三あると思ふのであります、と申しまするのは大正七年度の豫算は、昨日も申上げました如くに、隨分公債の募集の額が多くございます、全體に致しますると約四億位になつて居ります、是等公債の募集は何れも其目的の事業に付て考へて見ますると、已むを得ざるものであつて、又既定の計畫と云ふものが大分多いのであります、左樣な場合に餘り公債の財源と云ふものを玆に殖すと云ふことは、此際如何であらうかと云ふのが一の私の懸念であります、それから第二には製鐵事業なるものは如何なるものであるかと云へば、今日の狀況に於ては殆ど我國の生產事業の中に於ては、最も大切なる所の事業であつて是は確實なる經費を要せなければならぬのであります、其確實なる經費を要するには、矢張確實なる財源を必要とするのであつて、公債募集の如きは、或は公債が出來ぬと云ふやうな場合が無いでありませうが、必しも無いとは言へぬのであります、或は來るかも知らぬ、さうすれば公債募集が出來ぬ、製鐵事業を延ばさなければならぬと云ふやうな事があつては困りますからして、それで確實なる財源を要しまするからして、是は今日の所、矢張今日の儘の組織で止めて置いた方が宜からうと云ふことの主義である、それから製鐵所の財源と云ふものは、御承知の通り是は二三年の繼續費になつて居るのでありまして、是れあるが爲めに之を公債支辨に移したが爲めに、他の恆久的の長い財源に使へるかと云ふと、さう云ふものでないのであります、是等の意味に於きましても、此製鐵所の擴張費と云ふものを――其財源を今日の場合に公債に移すと云ふやうな事柄は私共は甚だ其當を得た所のものではあるまい、斯樣に考へて居ります、それから最後に御述べになりました事柄は、敎育費の國庫支辨の事であります、此敎育費の國庫支辨に付きましては、元來是等の事柄は諸君の非常なる御主張であつたのであります、一面に於きましては地方の負擔を幾らか減じて、一面に於きましては今日此時局に際して敎育と云ふ最も緊要なる問題に付きまして、敎員の地位其他を改良すると云ふやうな事柄でありますので、是等は其問題自體が今日の時局に際して非常に緊要なるものでありまするのみならず、昨年の議會等に於きましては、殆ど諸君の各派を通じて之に對して熱心なる御希望があつた譯であります（「千萬圓では足りない」と呼ぶ者あり）斯樣な事でありますからして、それで今回政府に於きましても、之を豫算に計上致しました、或は尙是が多ければ宜しうございませうがそれは即ち財政を切盛りする所の程度の論でありまして、先づ是だけもやれば、大體敎育の改善に資し或は地方の負擔を多少輕減すると云ふことの目的を達することが出來やうと云ふ考で、詰り計上致しましたことで、此等の事柄も强ひて之が財政計畫に於て矛盾ありと云ふことが言へるや否やと云ふことは私どうも山本君の御說に從ふ譯には行かぬのであります（「のう〱」と呼ふ者あり）大體山本君の御論は是で答辯が盡きたと思ひます。

○山本悌二郎君　文部大臣のどうぞ御答辯を願ひた

いのであります、最後の教育費國庫補助の件は、大藏大臣に御質問をする積りではない、あれで徹底的の教育改良が出來ますか、あれで地方費の負擔の輕減が出來ますかと云ふ事を質問をしたのであります

〔國務大臣岡田良平君登壇〕

○國務大臣(岡田良平君) 小學教育費國庫負擔の事に就きましては、唯今大藏大臣から一應の御答がございましたが、尙重ねての御質問でございますから少しく辭に御答をしたいと思ひます、抑々國民教育と云ふものは如何なるものである(「笑聲起る」)國民は貴賤貧富其の位地の如何に拘はらず、苟くも國民たる者の受けなければならぬところの教育を指すのであります、故に此國民教育は其地方の貧富に依て、特別の施設をすると云ふ事は本意で御坐いませぬ、假令貧賤と雖も、國家の要求する所の教育は之を施さんければならぬ、假令貧家の子弟と雖も國家の要求する所の教育は、是れは施さなければならぬのであります、故に國民教育の費用を國庫に於て支出すると云ふことは、町村に貧富の差があり、父兄に貧富の差がある以上は、是は當然の事でありまして、孰れの國に於ても皆左樣に致して居る事柄であるのであります、それ故に此國民教育費を國庫に於て負擔すると云ふことに付ては、多年の問題で御坐います、教育界ばかりでは御坐いませぬ、當院に於きましても既に數年以前からの問題になつて居るのであります、然るに今日の時局に於きまして、此教育の改善、殊に此國民教育の改善が大切であると云ふことは、一般の認められましたる事實で御坐いまして、即ち昨年當院に於きまして、殆ど全會一致を以て建議をされたのであります、で昨年は既に御承知の通り戰爭も漸に酣になつて居る時でありました、國防の計畫の必要なると云ふことは、其當時政府は何等の案を提出致して居りませぬが、さりながら何人の胸中にもあつたことである、それにも拘らず當院に於きまして全會一致を以て此教育費の國庫負擔と云ふことを建議を提出せられたと云ふことは此支出と云ふものは、國家の財政上に剩餘金がある——要らぬ金があつた時に初めてやると云ふ事柄ではない、假令國用如何に多端と雖も、是は擱かれぬことであると云ふ意味からして、御建議になつたものと當局者は了承したのであります、又さうなくちやならぬと考へて居ります、故に一方に於ては增稅を致しまする と云ふ時機では御坐いますけれども、此場合に於て出來るだけ支出を致し、此必要に應ずると云ふことは、是は當然の事であると考へるのであります、それで之に依つて果して徹底的の效果を擧げることが出來るや否やと云ふ山本君の御尋に對しましては、是は多々益々辯ずるもので御坐います千萬圓が二千萬圓ならば尙宜しいので御坐いますけれども、所謂國用の整理宜數を得て行かなければならぬので御坐いますから、左樣にも參りませぬ、千萬圓ならば千萬圓だけの效果を擧げることは確かに出來るので、其千萬圓の中の六百萬圓を增俸に宛て四百萬圓を以て負擔の輕減に宛てると云ふ御話がありましたが、是は少し違つて居りますから申上げて置きます、六百萬圓を增俸に宛て、四百萬圓を負擔の輕減に宛てると云ふことは、當局者は考へて居りませぬ、是は數日の中に此事に關しまする法律案が提出になりますから、其際に委しく申上げるのでありますけれどもさう云ふ勘定は致したことは御坐いませぬので、二十圓の俸給の者が三十五圓、四十圓になると云ふことであるならば、相當に效果はあらう是が三圓五圓の增俸になつて、それで如何なる效果があるかと云ふやうな御尋でありましたけれども是は三圓ならば三圓の效果がある、五圓ならば五圓の效果がある(笑聲起り發言する者あり) 左樣に致しまして二十圓の俸給に對して……

○議長(大岡育造君) 靜肅に……

○國務大臣(岡田良平君) 二十圓の俸給に對してどれ程の增給になるかと云ふ事は、是は平均で申しますと何程になりましても、、又場合々々に依つて大に違ふ、其人に依て違ふのであります、それは委しく俸給令を改正致しました其上で能く分ることで、それで當局者に於きましては、是だけの支出を致しましたならば、顯著なる效果を擧げ得ると云ふことを確信致しますので御坐ります、それだけ……

○議長(大岡育造君) 片岡直溫君。

〔片岡直溫君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○片岡直溫君 現内閣成立以來既に一年有半を經たのであります、今回の豫算は現内閣の理想、現内閣の經綸を悉く之に包容されて居るものと思ふのであります、而して其豫算編成の方針に對しては、總理大臣並に大藏大臣より御説明を承つたのであります其方針必ずしも不可ならずであります、云ふ所は結構であります、併しながら其豫算全體を通じて見ますると、極めて不徹底且節制を缺き、統一を缺き、又杜撰を極めて居るものと思ふのであります、夫故に一々事項を擧けて質問を致して見たいと思ひます昨日來既に幾多の質問が出たのでありますが、政府の答辯せらるゝ所のものを以て、私は問はんと欲するものは、氷解は遺憾ながら出來得ないのであります、先づ以て國防の上より御尋を致して見たいと思ふ、總理大臣の御説明に見ましても、國防の上には專ら重きを置いて方針を立てられたと云ふことは明である、又大藏大臣の説明によりましても、國防上一日も忽にすべからず、故に先づ以て所要の金は之を求むる事と致した、斯う云つて居らるゝのでありますが、其計畫された所の國防其ものは、果して是で十分なりと御確信を有せられて居るのでありませうか、現に亞米利加の如きは自由人道を重んずる國であるに拘はらず、戰鬪艦巡洋艦四十四隻の計畫を立て大正十二年には其三十三隻を成工せしむると云ふが如き計畫を爲して居るのであります、素より我國の國防が他國の國防に順應して、是と競爭的に計畫をしなければならぬなどゝ云ふことは、毛頭ある筈はないと思ふのであります、さりながら四面環海の國にして、我帝國の國防、殊に隣接の支那の方面の如き國防其ものは何も無いのである、即ち東洋の平和安固を雙肩に荷へる我國としては、此安靜を保つだけの施設は極めて必要であるに相違ない、國防に對して昨日床次君より質問が出たのでありますが是に對する國務大臣の御説明は甚だ茫漠たるもので夫故に本員は具體的に事項を擧げて御尋をして見たい政府は今回提出せられた所の海軍充實計畫即ち八六艦隊、此八六艦隊を以て國防上遺憾なしとの確信を有せらるゝや否や或は確信を有すると漠然御答になるかも知れぬ、四圍の事情から考へ、現在の我が艦隊の狀態から考へて、是で確信ありと云ふ事にしても、我國民は其政府の其言葉だけは信頼し難いと思ひます、故に具體的遺憾なしと云ふ確信があるならば、明かに御示しを願ひたいと思ふのであります若又確信を有せぬと云ふ事であらば、國防上差向き遺憾なき點まで計畫を爲すには、どれ程の擴張を爲せば可なりと云ふ事でありませうか其遺憾なしと云ふ程度までの計畫を爲すに付てはどれだけのものか之を具體的に御答辯を願ひたいと思ふのでありますもう一つ分つて言へば、我國に於ける四圍の狀況、單に四圍の狀況と申して置きませう、四圍の情勢より推して考へて見ますれば帝國國防上の極めて危い時機は、即ち危機に達する時機は確か大正十一年頃から始りはせないかと思ふ、或は種々の事情上よりして大正十一年頃までに是が計畫を完成して十分にすると云ふ事が出來ないと致しましても、少くも十二年若くは十三年——遲くも十三年——遲くも十三年頃までには全力を擧げて是が完成を計らなければならぬ筈でないかと思ふのであります、政府は此點に於て御同感であるや否や、又考が違ふならば違ふ理由を御示しを願ひたいと思ふのである、若又政府にして此如き計畫を持つて居つて十二年度若くは十三年度までに所謂八八艦隊、或は八四艦隊と云ひますか、此艦隊を完成せしめやうと云ふならば、九年度若くは遲くも十年度頃から、少くも巡洋戰鬪艦二隻を建造する事に向つて著手しなければならぬ筈のものであらうと思ふのであります、さうすると此戰鬪巡洋艦二隻を四年間に建造するとすれば、一年平均約千七百萬圓を要しはせないかと思ふ、さうすると此外に本年より要求せられて居る所の海陸設備費であります、此海陸設備費は確か四千五百萬圓の要求に對して、二千九百萬圓が計上してあるやうである、さうすると殘り千六百萬圓許りのものは大正八年以上後に於て之を要求しなければ完備せぬ筈である、然らば之を四年間の繼續費としても、一年四百萬圓を要する筈である、さうすると戰鬪巡洋艦二隻の一年の費用と海陸設備費の殘りの費用一年のもの二口を合せますと、二千百萬圓を要するやうになると思ひます、此計算は政府は認むるか何うですか、是だけに事項を分つて海軍の國防上に關する質問を致しますれば、大抵私の求むる所のどれかに現れて出るであらうと思ひますから、此點に對する御答を願ひたいと存じます、次には現内閣は我經濟界を將來殊に物價の趨勢に關して如何なる考を以て此豫算を編成せられたのでありますか、此點に於て所謂節制を缺き、統一を缺いて居る事實があると思ひますから、それをも併せて申述べて見たいと存じます、此質問は大藏大臣が當然御答になるべき筋合のやうなものでありますが特に總理大臣より御答を私は願ひ置いたのであります、其理由は後から申上げます

豫め私の質問する所を御記憶置きを願ひたいと思ひます、物價は近來段々に昂騰し來つたのでありますが、今日の趨勢を以て考へますると、少なくとも本年明年に於て大に下落を致さうとは私は思はぬのであります、物價の高低と云ふものは、一概に論定する事は甚だ困難なものでありまして、種々な原因を備へるものに相違御坐いませぬが、大體に於て兌換券の伸縮其ものが物價の高低の因を爲すものに相違ないと思つて居ります、然るに今回の豫算の精神方法等より考へて見ますると外國に追々得る所の正貨は之を日本に輸入する事は出來ない、多く出來ない絶對に出來ぬ事はありますまいが多く出來ない、是に於て日本銀行をして其爲替を買はしめ、さうして兌換券を發行すると云ふことは、是は已むを得ぬ順序でありませう、是に於て兌換の膨脹を來す上から之れを收縮する必要上より、或は國債を募り、或は國庫證券を發行すると云ふ順序に相成る、是はまあ當然の順序であります、併ながら此膨脹をする所の兌換券を政府の豫期するが加く公債に若くは國庫證券に纒めて以て此の兌換の收縮を期すると云ことは實際に於て出來ることではないと思ふ、何故ならば必ず既往の公債若くは國庫證券に對して影響を來しまするが爲に、或は之を短期にし、色々な方法を講ずるのでありませうが、到底豫期通りに其目的を達し難いと云ふことは、是は實際上の事實である、然も現內閣が既往に於て爲し來つた所の迹に就て見ますると、大正四年の十二月の末に於て兌換券は四億三千六百餘萬圓、それが大正五年の十二月末には六億一千萬圓になつて居る、大正六年の十二月末に於ては八億二千四百萬圓と云ふことになつて居る、大正四年の十二月末のものに之を比較しますると、三億四千八百萬圓の膨脹を來して居る、是だけ兌換券が急激に膨脹すれば、自然此の膨脹が物價騰貴を誘起すると云ふことは、是は又已むを得ぬことに相違ない併ながら、現內閣の手腕を以てすれば、將來に於いても此の兌換券膨脹の趨勢は段々に上つて來ます、將來に於いても尙ほ今日より以上の物價騰貴を促すと云ふことは、避くべからざるやうに考へられる、然るに本年の豫算編成の上から見ますると、此物價騰貴より來る所の歳出、即ち官吏の手當の如きものが約一千六百五十萬圓、此の一千六百五十萬圓は臨時事件費に積つてある、此の物價騰貴より來る所の官吏の俸給等に對する手當の支給を臨時事件費の上に積つたと云ふことは、當を得て居るか居らぬかと云ふ問題は此處では言ひませぬが、兎に角臨時事件費は一年限りのもので、さうすれば明年以後に於て之に要する金はどうするのであるか、又同じく物價騰貴より來る所の歳出、即ち各省の經費の如きは、之を經常費に見積つたものである、又豫算の內容は悉く存じませぬから悉くは能う申し兼ねますが現に陸軍の如きの上から見ましても、百三十萬圓と云ふものは明に經常費に見てある、さうすると一方は臨時事件費に見積り、一方は經常費に見積り、頗る統一を缺いて居るのではありませぬか、又本年新に要求せられて居る所の軍艦製造費であります、此軍艦製造費の豫算は、既往三箇年の平均を以て本年物價單價を以て積てあるやうである、然らば現在にに於て明に不足を來して居る、本年新に要求するものに於て既に斯の如し、此實際の不足をどうするか又現在本年新に要求するものに於て斯の如きのみならず、既往繼續費として協賛を經て居る所の製艦費此製艦費に對する物價騰貴より生ずる不足額の將來を更にどう見て居る本年度に限つて――大正七年度分に限つては其不足を折半して八百九十萬圓は之を豫算に見て居る、八百九十萬圓、其殘りは更に追加豫算の形式を以つて求めるらしく思はれるであります、抑々既往に於て既に協賛を經て繼續費として定まつたもの物價騰貴等に依つて其不足を來すと云ふ事であれば、無論其不足額を又更に要求することは已むを得ませぬが、併しながら之を求めると云ふことは一年を通じて、即ち豫算編成の時に於て既に明なる事實である以上は、其豫算編成の當時に於て之を見積つて協賛を求めるのが當り前である、又追加豫算を求むれば其順序に出るのが當然である、然るに之を折半して八百九十萬圓許りのものは之を豫算に組込み、其殘りを後で追加豫算の形式を以て餘儀なくせしむる、所謂節制を缺き統一を缺くものと謂はざるを得ぬではありませぬか、又斯の如き事が所謂杜撰でなし、放漫に流れて居らぬ、斯う云ふ事は唯だ口には抗辯は出來るか知りませんが、事實は斯の如きものではありませぬか（拍手起る）此以上の物價騰貴の趨勢に關する、即ち本年度の既に不足、將來の不足、又繼續費として協賛を經て居るもの丶內折半して本年唯今要求し、後とは後とからにすると云ふが如き、不節制な事を爲したる其理由、並に是等の不足を生ずるものは如何にするか、斯う云ふのが御尋の要點であります、而して是は當然大藏大臣の御答になるべき筋合のものでありますが、私は特に之を總理大臣に御答を望む所以の理由がある、それは甚だ大藏大臣を忌避するやうにして、御氣の毒のやうにも考へまするが、現に大藏省に於て「現內閣成立後一箇年間に於ける財政經濟方策並施政槪要」と題し、一年間の大藏省の財政經濟に關する成績を印刷に付せられた大きな印刷物があります、之を實業界では手前味噌を列べると申します（笑聲起る）官僚の仲間では何と言はれるか知れませぬ（拍手起る）併し是は自分の善いと思ふ事を故らに善いと書くことでありますから、强ひて咎めるに當りませぬが、其中に我正貨を日本に多く集めたい、吸收したいと云ふことの一項が御座います、成程海外に得た所の正貨を內に取寄せたと云ふことは、國民誰も異議を言ふものではありませぬ、喜ぶべき事に相違ありませぬ併ながら、此手續と云ふものが必ずしも私は成功とは能う思はない即ち此遣方が今日の米國に向つて正貨を輸入を――即ち正貨を輸出すると云ふことを禁止した因を作つて居るではないかと思ふ（拍手起る）何故ならば現に大正五年度に於て米國から日本に入りました正貨が約五千萬圓、それから大正六年に於ては一月から四月までに二千六百萬圓即ち米國が參戰――戰爭に參加致したのは四月である、それまでには二千六百萬圓入つて居る、而して其後に至つて五月に四千九百萬圓、六月に六千萬圓七月に六千萬圓、八月に七千四百萬圓、九月に六千五百萬圓、斯う云ふ風に米國の正貨が日本に入つて居る、さうすると米國が今度の戰爭に參加した場合に、最も財力を以て與國を援けると云ふ趣旨よりして、大に公債等を募つて居る時である、即ち其國に於て正貨を外國に出しちやならぬと云ふ、觀念は國民としては當然であります、然るに前年には一年を通じて五千萬圓ばかり入つた、然るに段々日本に此正貨が入つて行く、斯う云ふことでは大變なりと考へて、此に於て此輸出の禁止令を斷行すると云ふ事は、彼の國としては已むを得ざる處置でありませう、若し之に反して彼の國の債券に應じて、即ち募集する公債に應じて行くと云ふが如き手段を執れば一面に於ては我內地に於ける此兌換の膨脹して居る所のものを幾分か收縮して、物價の騰貴を減殺する所のものを緩めることが出來た筈である（「ひやひや」と呼ぶ者あり）然るに其策に出でず、さうして正貨を日本に取寄せると云ふことは好な事であるから、務めたい事ではあるが、其務める事に熱中して後に害を生ずると云ふ懸念を怠つたと云ふことは、是は事實掩ふべからざる事であつたらうと私は思ふ（拍手起る）是も過去つた事であるから致方がありませぬ、而して尙一つ大藏大臣は昨年大阪の銀行大會に於て、財政經濟に關する御演說があつたのであります、其御演說中に於ける米國と日本との關係、即ち米國の參戰の影響、斯う云ふ事に對して極めて樂觀的の事を言はれた、是は一々讀上げたら大變でありますが、大體斯う云ふ事です「我國と密接なる貿易關係を有する米國の戰爭參加は、果して我國に如何なる影響を與ふるやを考慮するに、予は極めて樂觀的に何等惡影響を及ぼすことなく、或は却て好影響を與ふるやも知れずと思ふ」（拍手起る）さうして其理由をずつと述べて來られて、さうして米國と經濟的提携の歩を進めて、日本は將來甚だ良くなる、斯う云ふ風に言はれて居るのであります、必要とすれば全部讀上げても宜うございますが、時間を省略する爲めに趣旨だけにして置きます、然るにどうですか、正貨は日本に當然取るべき正貨でも、日本への輸出を禁止して居ります、鐵はどうです、鐵も亦輸出を禁止して、日本は大變に困つて居るのではないか、固より世を悲觀することのみに熱中するは宜しくありませぬが、餘り樂觀的にのみ行く流儀も甚だ險吞なものである、殊に此增税などを計畫して、さうして、此豫算の編成をして、其豫算の將來に就て單に樂觀のみを以てやると云ふことは、甚だ容すべからざる事である、斯の如き樂觀思想にのみ偏した大藏大臣の御答では、國民は安心を能う致さない（拍手起る）それ故に甚だ申し惡いやうな事ではありまするが、是は總理大臣より御答を願ひたいと存じます、次には今日の此計畫では、增税――今度の增税に復た增税を以てするの餘儀なき運命に遭遇しはせぬか、斯う云ふ事を御尋するのです、それはどう云ふ事であるか、此國防の計畫に於て、第一に御尋を致しました事に對して、未だ御答を得ませぬから、玆に斷定することは少々無理かも知れませぬが、此國防の計畫に對しては豫算內示會に於て海

軍大臣は――政府としてではなく、海軍大臣として大正十年頃に至れば更に戰鬪巡洋艦二隻の協賛を求むる積りを持つて居る、希望と言はれたか、積りと言はれたか、其邊は能う覺えませぬが、大正十年頃に至れば更に軍艦二隻の協賛を求むる意の有ると云ふことは明かである、又四圍の事情から推しても、現在の海軍の狀況から推しても、亦國防會議の既定の事實に推しても、玆に出で來ることは私は恐らく間違ないと考へる、又さうしなければ國防の根本は立つまいと思ふ、中心が甚だ薄弱にならうと思ふ、然らば必ずや其順序に出づるのであらう、然らば前刻に於て申上げた如く、此二隻の軍艦を四年間に成工するとして、其一年分、又海陸設備費の本豫算より殘つて居るものを四年の繼續費として、其一年分と合せて既に二千百萬圓となるのであるが、加之現に本年協賛を求めつつある所の戰艦製造費も……

「此時議長大岡育造君退席、副議長濱田國松君議長席に著く」

○片岡直温君　既往三箇年間の物價の單價を以て積つてありますから、之に對する不足が出るのは固よりである、それから又既に協賛を與へて居る所の所謂八四艦隊、あれに對する所の物價騰貴に關する不足額も、是にどうせ補塡をしなければなるまい、而して物價騰貴の趨勢は決して將來――遠き將來は卒ざ知らず、本年若くは明年に於て下落すると云ふが如きことは無い、殊に現內閣の手腕として之を調節する方法は、既往の實蹟に照して見れば、物價騰貴の趨勢は掩ふべからざる事實である、然らば此不足と云ふものの上から見ても、現在の提出の增稅案はまあ全部認めるとしても、尙不足を生ずると云ふことは避くべからざる事である、然らば此不足を更に增稅に待つと云ふが如きことに陷りはせぬかと云ふことを憂ふる、或は政府は斯う言ふかも知れぬ、現に自然增收が七千萬圓ある、之を以てするから左樣な心配は無いと言ふかも知れぬ、此自然增收の七千萬圓と云ふことは世間でも言ひますし、政府でも折折言つたことがあるらしいが、私は其計算の本を知らないから、玆に斷定を下す譯には參りませぬが、自然增收なるものは、或は多くなることもあり、又經濟界の調子に依ては減ることもある、斯の如きものを以て數年に亘る繼續費の根本を定めると云ふが如きことには相成るまいと思ふ、此點に對して政府は腹藏なく、此國防に關する、且つ增稅の如きは赤裸々に明かに御答あらんことを私は希望するのであります、本來海軍擴張の如きは今日國民の輿論であります、又之を組織的に計畫を立てると云ふことは今日は實に絕好の機會である、此機會に於て甚だ不徹底な計畫を立てると云ふが如きことは、實に國家の將來に於て惜むべきことである、先刻山本悌二郎君も御質問があつたやうでありますが、一體斯の如き增稅案を提出すると云ふ時には、無論政費の節減を努めなければならぬ、努め上げて而して是だけ足らぬ、而して爲す事は是だけの事をしなければならぬ、斯う云ふことを明かにして、さうして增稅に次ぐに增稅を以てするが如き觀念を國民に與へることなく、若し與ふるも已むを得ずとするならば、明かに其事を示し、さうして國民の覺悟を促すことは當然である、然るに之に對する大藏大臣の答辯は、即ち山本君に對する答辯は、各省から多くの要求をして來たものを成るべく縮めて出したのが、是が節減らしいのである、それは節減でも何でもない、本年の豫算に繰込まなかつたと云ふだけの事である、凡そ政費が膨脹すると云ふ事は、國運の趨勢と相待つて多少免る可からざる事は私も之を諒する、併ながら同じ仕事を同じやうに繰返して居つては、決して此政費の節減など出來るものではない、先づ試みに民間の仕事を見て御覽なさい事業は段々大きくなるがさう人は殖さぬ何故さうかと云ふと、仕事を漸次改良するのである、即ち仕事を整理し、方法を整理して、多くの人が掛つてやらなければならぬ仕事を僅な人でする、其仕事の改良の方法は色々ある、色色なるが根本を改良して行つて始めて節減が出來るのである、それをせずに仕事の上に仕事を加へれば人を餘計に要することは定つて居る、斯の如き節減は節減と云ふものではない、即ち此增稅の要求を爲す時に當つては、右申す整理の上に於ける節減を爲し、さうして其不足已むを得ざるものを求むると云ふことは當然である、今日までに國富は膨脹し、正貨が段々殖えると云ふ觀念を以て、知らず識らず非常の膨脹を來して居るのでありませうが、私の今言ふ趣旨に基き、整理方法を御立てになつたことがあるのでありますか、恐らくやつたことはあるまい、今日までの節減と云ふても、各省を通じて五分とか一割を餘儀なく節減したと云ふ事實である、それ故に又直ぐ戻る、仕事の方法を變へなければいかぬのである、斯う云ふものは廢めるとか、斯う云ふ二重になるものは一つにするとか、其方法に於て節減が出來るのである、斯樣なことを絕對に努めて以て其不足する所のものを求めることであれば、國民も亦今日の場合に於て辭するものは無い筈である、此點に於て何にも無い――何にも無くして豫算編成の方針の上に於て、一般の經費に向つては努めて節減をした、節減も何にもして無い、豫算に計上しなかつたと云ふだけである、甚だ不徹底極まる話である、殊に私の憂ふる所は海軍の國防計畫にして、甚だ半端のものである、而して陸軍の計畫に至つては、二十一個師團の內部に於ける充實であります、我國の如き四面環海の國にして、海軍其のものの國防が十分に備はれば、陸軍の要塞の如きものも左まで憂ふるに足らぬと思ふのであります、然るに此海軍の國防も甚だ不徹底不十分である、而して陸軍の要塞はどうですか、固より今日と既往とは狀勢を異にして居るから、今日の日本の要塞を悉く十分にしなければならぬとは私は思はぬのである、併ながら先づ海國の門戶とでも謂ふべき所に於ては、海軍に於て十分に此處を堅固にすることが出來る、然らざれば要塞に於て之を十分に防ぎ止めるかと云ふが如き事は當然考へなければならぬ、現に津輕海峽はどうですか、先年日露戰爭の時に露國艦隊が我要塞の前を堂堂と音樂を奏して通つたではありませぬか、其時に陸軍の當局者、海軍の當局者は何と考へて居られたか、必ず憤慨せられたに違ひない、然るに要塞の鐵砲は屆かなければ擊つ譯にいかない、それを知つて居るから悠々と通つたものである、全く日本は一つの家を建てる時分に、四方に閾も何もせず、泥棒入ること勝手次第と云ふ遣方ではないか、此要塞の如きは私は素人であつて、陸軍當局者或は海軍當局者に向つて、技術上の問答をする資格はありませぬが今日の要塞の如きは鐵砲をずつと斯う云ふ風に擊つて行く、さうして見れば必ず要塞を堅固にして置いた所がそれだけで防げないと云ふことは分つて居る然らば先づ主として用意しなければならぬのは海軍である、海軍未だ其所に達せぬと云ふことならば、切めては此海國の門戶とでも稱すべき要塞に向つては、安全を保つだけの設備を爲すことが當然ではないか、之をも爲さずして而して海軍の計畫も不十分而して國防の充實一日も忽せにすべからず、國防充實の方針を定めたいなどと云ふ言葉は、甚だ結構であるが、國民は之を以て安心することは出來ないではないか（拍手起る）此點に對して確かに國民が安心を得るならばそれで宜い、又更に私の問ふた如く後日に至つて――大正十年頃に至つて、少なくとも戰鬪巡洋艦二隻の協賛を求むる手順に出づることの已むを得ざると云ふことならば、其事實を明かにせられんことを望みます、次に減債基金に關する質問を致したい、此豫算の綱領並に昨日當席に於ける大藏大臣の御說明に依れば、大正八年以降に於て減債基金は三千萬圓にすると云ふことを確かに明言せられた、現に三十七帝國議會に於て、貴族院に於て減債基金は國家永遠の政策であると主張せられた所の田君を閣員に有せらるる內閣、努めて五千萬圓償還の方針の遂行を期すべしと明言せられた藏相即ち勝田君は閣員に有せられる現內閣曩に斯の如き主張を明かにせられた閣員を有せられる政府と致して、此改正を斷行せらるると云ふが如きことは、實は政治家の節操體面等から論ずれば、少々滑稽の氣味にも感ずるのであります、（拍手起る）併ながら私は決して之を今追究は致しませぬ、是は吾々の主張致した所に降服と申しては些と失敬か知らぬ、左樣な事は拔きに致しまして、吾々と說を同じうせられると云ふことであるから、是は決して追究は致しませぬ、併ながら大正八年に於て――八年以降に於て三千萬圓にするのを、大正七年に於ては五千萬圓にすると云ふ理由はどう云ふことであるか（拍手起る）是は甚だ不可思議である、此理由を御尋しなくてはならぬ、是は或は田君なり勝田君が、曩きに主張をせられた所の行掛り上から、斯樣な事に拘泥なさるるのかも知らぬが（拍手起る）今日の我國の情勢は既往に斯う云ふ事を言ふたとか、したとか云ふことを引掛りにして、大方針を立てる時ではないではないか。

「此時副議長濱田國松君退席議長大岡育造君議長席に復す」

○片岡直温君　殊に我公債は大正四年、五年、六年大分に償還も致し、或は外國債を日本に買戾して居るものもある、又我が得た正貨を以て、彼れの債券に應じて居ると云ふことも澤山あるのである、既往四十一年以來――明治四十一年以來の我國の公債償

還の情狀を調べて見ますると、決して年々三千萬圓などと云ふものは還しては居ないのである、殊に最近に至つて其還す方の額を殖して、今最近に於て――當分に於て、さう外國債券償還を多額にしなければならぬと云ふ必要はない、是に於てこそ八年以後三千萬圓にしても差支ない、殊に二千萬圓は海軍の國防費に要ると云ふことから、爰に爲さつたものでありませう、然らば即ち大正七年に限つて、尙五千萬圓を維持すると云ふ理由は些つとも無いではありませぬか、唯だ前からの行掛りに囚はれたと云ふことより外に何も無いではありませぬか（拍手起る）所が大藏大臣の御話として、新聞紙上に傳ふる所に依れば、斯樣に說明してある、其理由は二千萬圓の餘裕を存して置くと云ふと濫費するの虞がある、それから今一つの理由としては、國家非常の場合は、直ちに之を流用を得せしめるの必要があるから斯うしてあると、斯樣に說明をされて居るやうである、新聞紙が誤つて居るか知らぬ、どうやら新聞紙に言はしめたやうな風に新聞は書いてある（拍手起る）甚だ理由の無いことではないか、五千萬圓にするとして、其五千萬圓にすると云ふことは、償還額を五千萬圓にする、其償還する金を國家不時の際には何時でも流用することに充てると云ふことは、どう云ふ事であるか、外へ出す此金は流用の出來さうな事はないではないか、それから又二千萬圓の餘裕を存して置くと濫費すると云ふ、大藏大臣が自ら守つて居る此金、さうして之を濫費するとは是はまあ實に無責任の話である（拍手起る）是は恐らく大藏大臣の說明として、新聞が傳へて居る事は嘘でありませう是は嘘であることを私も望むのである、さうして見ると云ふと殘る理由はない、大正七年に限つて五千萬圓にしなければならぬと云ふ理由は何も無い、之を償還を殖やさにやならぬと云ふ事實が、既往四十一年來の實績に對しても無い、最近に於て償還した高は非常に餘計になつて居る、殊に外債も減つて居る、又他の外債にも應じて居る、日本が買戾して居るものもある、斯樣に考へれば、何も大正七年に五千萬圓を維持しなければならぬと云ふ理由はない、然るに何所にあるか此理由は、之を一つ說明して欲しいと思ふ、或は大藏大臣は增稅實行の結果、大正七年には二千萬圓は――三千萬圓にすれば二千萬圓は殘るが、一方に於て增稅は、大正七年に於ては千四百七十萬圓しか得られない、夫故に長期の繼續費の計畫を立てる時に當つて、斯樣な一時的の財源を當てにする譯に行かぬ、夫故に斯樣に致したいとでも仰せられるかも知らぬ、併ながら大正七年には要らぬではないか、大正七年に千四百七十萬圓の本年の增稅を協贊を經て、それだけの國庫に收入を增すと云ふ事であれば、之を大正八年以後に於て實行されたらどうであるか、さうしたら國民の負擔は一年免れるではないか、此一年免れる所のものを以てして、其間に十分の政費の所謂節減も爲さつて、さうして更に增稅の計畫を立てられても、些つとも不都合はないではないか（「ひや〳〵」拍手起る）或は藏相は斯う云ふことを言ふか知らぬ、兎に角行掛りの仕來りの事をやつただけの事であると云ふの外はないでせう、考へて見たらどうも無さゝうである――無さゝうであるが若し增稅は本年より斷行する、さうして此金の使ひやうがないかと云ふと、是もあるではありませぬかそれは何故かと言へば、一方に於て臨時事件費は、五千三百萬圓の公債借入金を豫算に計上してある、金が餘れば此の公債借入金を減じたらどうか、そこへ塡めでも宜しい、濫費の虞もないではないか（拍手起る）現に一方には金を借りるさうして餘る金が濫費の虞があるからなどと云ふ必要はない、斯の如き幸に二千萬圓を此所に捻出す途があるに拘はらず國民の膏血を此大正七年から絞らなければならぬと云ふ事はない、已むを得ざれば是は已むを得ぬ、國民も覺悟を致して居る、又殊に今日は好時機なりとし私は前に斷言した通りである然らば斯の如きも不徹底なる不完全なものを容易に實行するよりも幸に斯樣な金があるから之を以て差向きの必要なる經費を支辨し、さうして他日完全なる方式に於て之を求めると云ふ策を、なぜ御立てにならなかつたか、なぜ御採りにならなかつたか、斯う云ふ事を明かにして戴きたいと思ふのであります大分長くなりまして他人の質問を妨げますからもう一點……それは社會政策、社會政策に關しては先刻山本悌二郎君の質疑に關聯したやうな事もありまするが、要するに昨日鈴木梅四郎君の質問に對して、梅四郎君は簡易保險の設定よりも今度の廢減稅が、頗る社會的に相成つて居ると云つて稱揚をせられたのである、是は人々の見る所に依つてさうかも知りませぬ、敢て爭も致しませぬ、併し今度の廢減稅なるものは、確かに事實として山本悌二郎君の言はれた通りの事實がある、是が社會政策に涉つて居らうと思ふ、是が成つて居る居らぬに拘らず、此外に現內閣に於て社會政策と云ふものゝ抱負はどれ程ありますか、どう云ふ事を御考へになり、どう云ふ事を今日までになされたことがあるか、又將來に於て、どう云ふ事をしやうと云ふ御考があるのでありますか、それを承りたい、私の方より試に一二點を擧げて、是が社會政策になりはせぬかと思ふ點があるかそれを御實行なさらぬかと一つ膳を据えて見たい、今日此物價騰貴の爲め、中流階級以下に屬する國民は非常な困難を感じて居ります、是は官吏と云はず總て中流以下の收入――以下の階級と云ふよりも、中流以下の――中以下の收入ある者、收入を以て生活を立てゝ居る者は、非常な困難を感じて居る、是等の生活難を救濟する方法を講ずることが、是が目下適切なる所の社會政策ではないかと思ひます、それは必ず增稅に依らなくても出來ることでないか、即ち暴利取締令と云ひますか、之を世間で物價調節令、然るに農商務大臣は、あれは物價調節令ではないと云ふことを明かにされて居るから、或はさうではないかも知らぬ、併ながら賣惜み、買占を取締り抑へると云ふことであると、結果暴利を逞うする者を取締ると云ふ譯であらうから、さうして見ると、非常な物價の騰貴を抑へる趣旨は含まれて居るものと私は解釋するのであります、併ながら之に對する大藏大臣の遣り方は――大藏大臣の遣方は、先刻兌換券の數字を擧げて申上げた如く、物價趨勢の因を爲す所のものを、幾分か抑へて行かうと云ふ如き實行を立てられたことは無いやうです、之を少々御努めになれば、此物價暴騰の狀勢を矯めると云ふ効果はある筈であらうと思ふ、それを御努めにならぬかそれから又社會政策の目的から云へば、必ずしも工場の勞働者に向つてすることだけが、社會政策ではあるまいと思ふ、最も今日困難を致して居る所の者は、各地方に於ける農民の負擔に對する困難であります、農民の負擔は利率が慥か一割三分平均になつて居る、中には勸業銀行等の貸出六朱五厘位になつて居りますが、二割以上に居るものが澤山あります此一割三分以上の利息を拂つて困難をして居ると云ふ其負債の高は、約七八億圓に上つて居ると思ふ、之を整理して低利のものに換へると云ふ如きことを致すのが、是が我が國民の中流以下に在る者をして生活上、又將來の働きの上に餘裕を與へて行くと云ふ方法ではないかと思ふ、之に向つては或は預金部の金を利用するが如きことを以てすれば、其一部の目的は達し得らるゝと思ふ、それを政府はなさる御考は持たれませぬか、其他鈴木君も昨日言はれた極く下級者の困難を致す者を救濟する、此困難を救濟すると云ふ如き事は、所謂疾病保險、勞働保險、斯う云ふものが備らなければならぬ筈である、是等に對して、政府は何等の用意計畫が無いのでありますか、以上の點に對する御答は要點だけを得れば宜しい、冗長の御辯明には及びませぬ、要點を得る御答を願はしく存じます（拍手起る）

○國務大臣（加藤友三郎君） 議長。

○議長（大岡育造君） 加藤海軍大臣。

〔國務大臣加藤友三郎君登壇〕

○國務大臣（加藤友三郎君） 片岡君の御質問中、國防に關する問題に御答を致します、第一の御質問は今回提出を致しました國防計畫は十分であるや否やと云ふのが、御質問であつたやうに拜承致しました私は之を以て十分とは考へて居りませぬ、今回提出致しました國防計畫を立てまするのに、第一に歐洲大戰の實驗に鑑みまして、主として補充艦艇を成るべく速に造ると云ふのを主眼として立つたのであります、尙之に加へまするのに、主力艦隊をも出來得るだけ增加すると云ふ二つの意味を以て、計畫を立てましたので御座います、而して此計畫を立てまするのにも、財政も考へなくてはなりませぬ、我が國內に於ける工業能力をも考へなくてはなりませぬ、又軍事當局者と致しましては、編成上の事も考へなくてはならぬのであります、此三點を加味按排致しまして、今回の計畫を立てた次第であります、併ながら之を以て十分とは致して居りませぬ、然らば將來に向つて十分と思ふ計畫あらば之を示せと云ふ御質問であります、當局としては案を持つて居ります併しながら是は未定のもの、未定のものは公開の席に於て公言致しますることは、暫く御猶豫を請ひたいと思ひます、又十年度に至れば、將來の補充計畫を出すと云ふことを言ふた、此場合に於て二隻の巡洋船艦を出したいと云ふ希望であると云ふことを聞いて居るが、此計畫に對して、又今後提出すべき水陸設備の豫算等を合せますると二千何がしになる、

果してさうであるかどうか、斯う云ふ御質問である將來の計畫に付きましては、未だ決定的の案は立つて居りませぬ、大體に於ての希望を持つて居ると云ふに過ぎないのであります、從つて片岡君の御述になりました數字が、的確であるや否やと云ふことに付ては、唯今はまだ御答すべき時機でないと考へて居ります、又財政上の御質問中に、海軍の補充計畫に對して、物價騰貴の問題の御質問がありました、是れは便宜上私より御答を致します、仰の通りに大正七年度の物價騰貴は、最初豫定致しました數の約半數を計上致したに違ひありませぬ、而して其の數額なるものは推定に依て、豫算を立てたのであります、然るに一面に於きましては、豫算上大部分を占めて居ります所の造船材料、即ち枝光製鐵所より供給を受くべきものであります、此豫算を編成致します時期迄に、まだ其豫定價額も協定が出來ませぬ、來年度に於ける物價騰貴の數字を、出來るだけ實際的のものに計上致すと云ふことが、甚だ困難であるなぜなれば種々なる方便を用ひまして、之を要求しないことを當局としては希望して居るのでありますが、奈何せん物價は益々騰貴致しまするので、已むなく其半額だけを今回は計上致しまして來年度御協賛を經ました曉に之を實行致しました後、其實際の狀況を見まして、若し殘餘のものをも要求致す必要があれば、已むなく來年度に於て追加豫算を以て要求致したい、斯く考へて居るのであります、幸に之を要求致さずして濟めば、非常に幸福なことゝ信じて居るのであります、若し要求致しましても、其金額なるものは、年度末に仕拂へば大體に於て宜しいのであります、故に次期議會迄此豫算を持ちませぬでも、實行上に於ては差支ないのであります、本年度も今回六年度の物價騰貴と致して、若干追加豫算を提出して居ります、是亦唯今申上げると同樣の意味に於て、實行上差支なく遂行致すことが出來るのでありますから、斯の如き手段を執つた次第であります、大體それ丈を御答致します。

○議長（大岡育造君）　寺内總理大臣。

〔國務大臣伯爵寺内正毅君登壇〕

○國務大臣（伯爵寺内正毅君）　片岡君の御質問の中に、豫算の編成上、誠に小さい問題に對して私より答を聽かれたのであります、豫算に於てあちこちに矛盾撞着の事が、物價騰貴上の考より編成した所に在る、斯う云ふ事であるが、矛盾撞著はない積である（「事實ある」と呼ふ者あり）事實のことは追々此豫算會に行きますれば、細微に涉つて話があらうと思ひます、其節に能く御調を願ひます、其他に於ては大藏大臣の所管として御答すべき事柄であります是から大藏大臣に御答させます。

○議長（大岡育造君）　勝田大藏大臣。

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣（勝田主計君）　唯今片岡君からの御尋は縷々數千言に涉つて居りましたが、御註文に依りまして、極めて簡單に御答を致したいと思ふのであります、第一の點に色々細かい事がありましたが、要するに物價騰貴と云ふものに對しまする所の、豫算の編成上の原因になつて居りはしないかと云ふことと物價騰貴に對して、將來の準備が有るかと云ふことの御尋に綜合されるやうであります、物價騰貴に付きましては、要しまするに臨時事件費に計上致して置きましたものと、一般豫算に計上致しましたものとの二種あります、是はちやんと區別が付いて居ります、大體に於きまして臨時事件に關係しますものは、各省の物價騰貴は此方に集める、それから或は繼續費を成すやうな如きものには、是は特にそれ許りを臨時事件に集めると云ふことはおかしいから一般會計に置いて置くと云ふやうなことで、此等に付きましては唯だ理由なくして、或物は一般會計に置き、或物は臨時事件の方に持つて行つたと云ふやうなことは御座いませぬのです、此等の事に付ては煩瑣に涉りますからして、豫算委員會に於て篤と御話を致したいと思ふのであります、それから將來の物價騰貴に付ての御考でありますが、片岡君の御考は、少くとも此一二年と云ふものは物價騰貴が續くであらうと云ふ事柄であつて、將來に付て片岡君の御意見と云ふものは餘り無かつたのであります、私共も此處で將來どうなるかと云ふことは明言することは出來ませぬが、大體に於て此時局が繼續する間と云ふものは、物價騰貴の趨勢と云ふものは、成るべく之を政府が抑制を致すと云ふ各種の方策を執る積りでありますが、矢張免れまいと思ふ、併ながら戰後に於きまして、今日の如き所の物價騰貴の趨勢を繼續すべきものであると云ふことは、是は左樣には見られぬではないかと思ふのであります、此物價騰貴に對しましては、要しまするに片岡君の御話の如く、是迄でも常にさうやつて居りました、即ち財政の上に於て、自然增收餘裕の出來るものを以て、之を補塡して行くと云ふことに爲し來つて居るのであります、政府と致しまして、別段に新しき方策を執つたのでありませぬ、それで幸に大正五年、六年と云ふやうな年には、其餘裕金が相當にありますからして、此等のもの、及び或は大正七年度の餘裕金を以て、物價騰貴に對する補塡を致して行くと云ふ事は、相當に出來得る事と信じて居ります、それから其他色々の事がありましたが、或は中で拔ける事があるかも知れませぬが、正貨の充實と云ふやうな事に付ての御論がありましたが、是は寧ろ枝葉の御論であつたかと思ひますが、正貨の充實と云ふ事柄は、却て亞米利加の金の禁輸を導いた原因ではないかと云ふやうな御推定の御言葉がありましたが、事外國に關しますから、私は唯だ一言申して置きたいと思ふのであります、是は私等の見解を以て致しますると、亞米利加が何故に此金を輸出することを禁じたかと云へば、大體の詰り戰局の上に於て大なる軍備、其他の行動を致すに付きまして、最初から其考と云ふものは殆ど極めて居つたのでありまして、日本が金を取るから左樣な事をやつたと云ふやうな左樣な事柄ではないのであります、是は私が各種の情報に依つて確めて居る事柄でありますので、左樣どうか御承知を願ひたいのであります、それから內地に此正貨を置く置かぬと云ふやうな議論になりますと、是は極めて煩瑣になりますから、豫算委員會等に於て十分御說を聽き、又私共の抱懷を致して居る所の意見を御話致したいと思ふのであります、それから主要なる點として、減債基金の事でありますが、減債基金の事に付きましては、御承知の通りに政府は此減債基金なるものを、成るべく之を維持すると云ふ考を持つて居つたことは御承知の通りである、此考は今日我國に於きまして、要するに二十五億の公債を有し、尙其他此頃出來た短期の公債抔を併せまするど、三十億に垂んとする狀況である、斯樣なる狀況に於てあります以上は、此減債基金は大體に於て矢張存して置くと云ふ事が、詰り國の信用を維持し、從つて財政の基礎を鞏固にすると云ふ事柄になる譯であります、唯た昨年の議會に於て申述べて置きました如くに、若し假りに玆に新たなる國防計畫と云ふやうなものが出て、是が爲に租稅を增徵してまでも遂行を致して行かんならぬと云ふやうな事があるならば、此減債基金を幾分か減ずると云ふことは、已むを得ないと考へて居ると云ふことは明言を致して置いたのであります、それは確に速記錄を御讀みになれば分るのであります、其意味に於きまして、今回は要するに國防充實の爲に必要なる其經費の財源として、八年度以降は二千萬を取つて三千萬に致したと云ふ事であります（「本年は如何」と呼ふ者あり）其次にそれがあります、何故に然れば七年度に於ては五千萬圓と云ふことにして、八年度以降と云ふ事にしたかと云ふ事がありますが、片岡君は種々なる推測の說を此處で御述になつたやうでありますが、斯樣な計畫を致したと云ふことは、詰り國防の計畫と致しましては將來に亘り、數年に亘る所の計畫を立てます以上は、是は矢張數年に亘る所の其財源に對する所のものを玆に定めて、さうして此所で諸君の御協贊を經なければならぬと云ふことになるのであります、それで此七年度に於きましては、大體歲出歲入の計算を致して見ますると、其所に五千萬圓と云ふものを償還し得る所の資金が詰り玆に剩つて來た譯であります（「剩つたから增稅するのか」と呼ふ者あり笑聲起る）

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○國務大臣（勝田主計君）　御答申します――然れば二千萬圓と云ふものを、增稅の方に向けてやつたら宜からうと云ふやうな說が自然起ります（「其通り」と呼ふ者あり）起りますが、是は今日此增稅を致しますと云ふことは、七年度限りに於て增稅をするのでないのであつて、大正十二年に亘り國防計畫と云ふものをやるが爲めに增稅をするのであります、其增稅をすると云ふことでありますれば、將來の辻褄を合せますには、大正七年度に於きまして千四百何十萬圓と云ふ、どうしても頭を出して置かなければ將來の辻褄が合はぬと云ふことになるのでありますさう云ふことになりますに依つて、それで此資金は減債基金に矢張充てると云ふことを適當としたので先刻片岡君から御話がありましたが、私の說明として、國家有事の際に之を使ふと云ふ事もあつたと云ふやうな事でありますが、是は私は內心考へて居る元來此減債基金の出來た當時、即ち諸君の極めて御親しかつた所の桂公が、此減債基金を御作りになつた折の其精神と云ふものは、一つは矢張此萬一の場

合に、若し增稅でもしてやらんならぬ折には、之を崩してやると云ふやうな事柄も、其了解の中にはあつたのであります、それで今日の如く、此時局に於きまして何が起るか別らぬと云ふやうな時に際しましては、多少財政の上にも相當の彈力を有つて居ることも必要であるのであります、相當の餘裕を有つて居ると云ふことが必要である、それで詰り減債基金五千萬圓を置いた、斯樣なことに致したのであります（「落第々々」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○國務大臣（勝田主計君）　尙是も詳細な事は、豫算委員會等に於て能く又諸君の御話も聽き、又能く御話を致したいと思ふのであります、それからもう一つありましたが（「辭職々々」と呼ふ者あり）社會政策の問題がありました、此の社會政策の事に付きまして、第一に此物價の事柄でありますが、是は先刻山本君の御尋に對しても大體申上げて置きました、是等に付きましては、出來得るだけの手段方法と云ふものは現に執りつゝあります、又將來大に執らんとする所であります、それから農民の負債の整理に付きましては、是れは何れの內閣が代りましても、要するに各內閣を通じての殆ど大體の方針でありまして、是は其遣方の程度如何は別論と致しましても成るべく此方針を以て進んで居ると云ふ事は、是は爭ふべからざる事實でありまして、此事に付きましても相當政府は考へて居ります、又實行も段々致して居ります次第であります、保險其他に付きましては、是は私は保險の事は精しく分りませぬが、兎に角に主管の省に於きまして、相當の硏究を重ねて居ります、けれども是が實行に付きましては、餘程愼重の考慮を盡さなければなりませぬから、今日まだ是が現實の問題として現はれて居らぬと云ふだけの事でありまして、十分是等に付ては考慮を致したいと考へて居る次第であります。

○議長（大岡育造君）　柏原文太郎君。

〔柏原文太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○柏原文太郎君　私も國防計畫に付きまして、重複を避けるが爲めに、主に陸軍の國防計畫に付て、政府の所見を伺ひたいのであります、歐洲大戰の戰績に鑑みまして、我國が參戰國の一として、又東洋の平和を雙肩に荷つて居る所の我國が、此國防計畫を爲すに付きましては、萬遺算の無い事を期するのは勿論であります、併ながら今迄の質問應答に於ては甚だ徹底しないやうな所があります、それ故に私は少しく具體的の質問を致したいと思ひます、第一此度の陸軍の國防計畫中最も重きを置かれて居るものは、野砲兵隊の編制替、重砲兵隊の編制改正、並に航空隊の增設費用であります、今此事に付て少しく伺ひまするに、政府の此度出されました所の國防計畫の目的、即ち想定敵國は多少以前とは變つて居りはせぬか、此の想定敵國の變つて居ると云ふことであれば、其變つて居る想定敵國を基礎として、國防計畫を爲さねばならぬのではないか、即ち今日の想定敵國は言ふまでもなく獨逸である、此獨逸の野砲兵隊若くは重砲兵隊の編制に付ては、兎も角も其隊の單位に就て見まする と、戰爭の始まつた當初より非常なる增加を致して居る四千二百の砲であつたる野砲隊が、今日は六千九百九十三を超えて、尙それよりも多くなつて居る、戰爭が始まつた當初に於ても、政府の報告する所に依つて見ても、銃數――小銃千に對して五、四四六と云ふものである、それから其時に於きましての重砲の數が三千二百、それが今日は四千五百になつて居る、さう云ふことであれば其數は頗る增して居るのに拘らず、我政府の此度計畫する所の野砲重砲の數は、能く之に匹敵することが出來るかどうか之が第一の質問の點であります、若し今日に於て此數が頗る劣つて居る計畫であつたならば、何を以て此缺陷を補充するのであるか、若し又今日之を稍々劣つて居ると見ても、將來增加する、出師の時までには增加すると云ふ思召であるならば、それはどの位まで增加するのであるか、對手國だけに充分增加するのであるか、さうしたら其經費はどの位になるのであるか、又是は數量の上であるか、其質に於ても唯今片岡君の言はれました所の海岸の砲と云ふやうなものが、片岡君の言ふ通り役に立たぬものとは私は信じませぬが、併ながら日本の要塞は多く海防の目的である、海防の目的であるならば、どうしても軍艦に積んで居る所の砲と、其「ヒント」を一にせなければならぬものではないかと考へます、今日の軍艦に積んで居りまする主艦に積んで居りまする所の重砲と陸軍の要塞に備へてある所の最大なる口徑の砲との優劣は無いかどうか著彈距離は如何なるものであるか、若し之を誤つたならば海より撃たれても、こちらから屆かぬと云ふやうな事があつて海防の目的を達せぬやうな事になりはせぬか、斯樣なる事はどう云ふ（「ちつとも聽えぬ」「こつちへ向け」と呼ふ者あり）斯樣な事であつてはどうしても計畫其ものに付て餘程考を要することである、是は今日の要求に應じたる陸軍の國防計畫が出來て居るか如何かと云ふことを、餘程疑慮致しまするに依つて明瞭に御答を願ひたい、其次には此度歐羅巴戰の經驗に依りますると云ふと、どうしても國際の戰は擧國一致でなければならぬ、如何に政府の工廠等があつても、之では足らない、工業動員をやらなければ兵器彈藥の供給が出來ぬ、又補充兵其他總て擧國の力を聚めなければ戰が出來ない、一部の官僚だけでは戰が出來ぬと云ふ事が最も明かに證據立てられたのであります、即ち國民の統一的の働きと、擧國一致の力でやらねばならぬと云ふことは明瞭になつたのでありまするから、此方から見て政府は從來陸海軍對峙等の爲めに稍々冗官等もあつたやうであります が、是等は整理が付くかどうか、例へば兵器の製造所の如きものでも、餘程共通の點がありはせぬか、此共通の點が各々分割して居つたものを統一すると云ふ考は有るか無いか、飛行機の如きものになりましても、今日の日本の飛行機では百五十萬圓を以て擴張した所の用を爲さぬやうなことがありはせぬか其數に於ても既に歐米各國の、彼の敵として居ります獨逸の二千五百、若くは亞米利加の二萬二千と云ふものに對抗の出來ぬばかりでなく、其質に於ても餘程劣りはせぬか、飛行機將校が墜落するのは陸軍大臣の言ふ所を聽きますると云ふと多くは技術の惡るい爲めではない其機に缺點があると云ふ事であれば、益々此製造には全力を盡して、陸海軍は勿論の事、民間全體之に關係の知識の有る所の者を纏めて、製造の業に從事せねばならぬのではないかと思ふに、左樣に今は行つて居らぬ（「簡單々々」と呼ふ者あり）此樣なることは政府は如何に御考へになつて御座るか、又增稅までもして國防の充實を圖ると云ふ際に當つては、固より一般の政費の節減を望むことは勿論でありますが、國防其ものに付ては最も節減を望まねばならぬのであります、然るに此國防の中に於ても、餘程まだ節減をする餘地がありはせぬか、例へば海軍の方に於きましても、老朽艦が澤山ありませぬか、海防艦等の名義の下に繋かれて居る所の老朽のものが大分ありはせぬか、前年海軍大臣はさう云ふ物は無い、一艘も之を省くことが出來ないと云ふ御話の後で、露西亞の三隻の戰闘艦を御分ちになつた、是は素より不用の爲めではなからうと思ひますけれども、分ける位なことは出來る、斯う云ふことを證明して居ります、又陸軍の方に於きましても、隨分要塞等に於てもさう云ふやうなものがありはせぬかとも考へます、馬關海峽若くは紀伊の方の海峽の要塞が、十分であつたならば、瀬戸內には多少それ程必要ではないものがないとも限らぬと思ふ、是等のものは整理する思召があるか無いかそれから又もう一つ、是は既に國防計畫を擧國一致の下でやると云ふことであつたならば、軍制の根本に於ても多少御改革になる事が出來ないかどうかそれは例へば陸海軍大臣の如き者は、內閣に於ても殆ど治外法權的の位置を有つて居るのである、陸海軍の軍人でなければ之になれぬ、是はどう云ふものであるか、日本の國民が皆兵になり得ると同樣に、如何なる人でも陸海軍大臣になれぬことはない筈である、然るに陸軍大臣に限つて軍人でなければならぬ特殊の智識を要すると云ふことであるならば、孰れの省に於ても特殊の智識を要するのであります、勿論特殊の智識のある者が、多く其局に當るやうになるであらうが、官制上斯の如きことを存置して置く事は甚だ面白くないと思ひます（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）斯の如きものも此際根本的に御改めなさる御抱負があるや否や、今日は屢々繰返されたる如く當面の改革と共に將來永遠の計畫の確立を計らねばならぬ時であらうと思ひます、此際名譽ある軍人で內閣の首班に在る寺內伯は、全力を盡して此國防計畫の基礎を定めて戴きたい、それに就ては吾々の考へて居る所のものを、御決行になる御抱負があるや否や、虛心坦懷、決して官僚的に滯らぬ、幾らでも善い事は聽いてやると云ふ閣員等の寛大なる御考を聽きましたが爲めに、私共は此點に付て總理大臣其他の明確なる御答辯を承りたいと思ひます（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　大島國務大臣。

〔國務大臣大島健一君登壇〕

○國務大臣（大島健一君）　柏原君の御質疑に御答致します、今回の充實を行ひますに就て、假想敵國如

何と云ふことが第一のやうに承知しました、前には假想敵國と云ふことを申したこともあるやうに思つて居ります、現下形勢は變つて居りますけれども、其當時の假想敵國と申したことは、東洋に他の用ゐ得る兵力と云ふ事を基礎として考へて居つたのでありますから、形勢の如何に拘はらず、東洋に兵を用ゐ得る兵力と云ふものゝ算定の基礎は動かないのであります、のみならず此形勢の變化は逆賭は出來ませぬけれども、益々我が帝國の任務は重大にならうと思つて居ります、從つて軍備の充實と云ふ事は益々必要と感じて居ります、それから次に歩兵と砲兵との比率、今回の充實は砲兵並に飛行機を主として居る、其比率を歐羅巴現時の比率と比較して、如何であるかと云ふ御尋のやうに承知致しました、其數は凡そ柏原君が仰しやつたやうな數が歐羅巴の强國の方の比率であります、今回の我が軍備の充實後は矢張それ等と凡そ近いものであると云ふ事を御承知を願ひたいのであります、尤も歐羅巴の軍隊に於ける――强國の軍隊に於ける歩兵の比率は、戰爭の當時の方が幾分多くて、其後歩兵の增加が容易である爲めに、歩兵と砲兵との比率は減つて居りますが、其減つた上に又陣地にある所の砲は、唯今の戰爭の狀況でありますから、總ての古い砲を持出して居ると云ふ風であります、それ故に寧ろ此は減つて居ります、今回の增加――我が充實に依りますと凡そ歐羅巴の戰前に近いものになります、それから次に海岸砲と艦砲――軍艦の砲との優劣に付いて御心配の點でありますが、先程片岡君からも御話のあつた如く、我が海岸防禦にはまだ出來上らぬ場所が多いのならば、柏原君の御議論の如く我砲は古い所のもので、射程が短い、今日の射程の延びた軍艦の砲と對峙は六ケ敷くはないか、是は御承知の如く要塞の防禦の目的に依つて、各砲臺は種々なる任務を有つて居ります、之を海上遠く防禦するところのものには無論新らしいものを以て代へなければなりませぬ、又序でありますから片岡君の御一言もありましたから、要塞の事を申して置きます、昨日も總理大臣より御答をしました如く、國防には游動的のものと、固定的のものとある、即ち固定的の海岸防禦の如きもの――游動的の防禦と固定的の防禦には、自ら緩急の差もあります、それ等の緩急を標準をして段々整備をして參る積りてあります、それ〴〵研究もし多少實施も致して居りますが、此改正には隨分大きな費用を要します、要塞建築の費用等もありますので、それ等を以て既に著手を致して居る所もあります、唯其著手の前後は前申す游動的防禦の整備と緩急を考へて實施して參る積りであります、又次に今後の戰爭には擧國一致でなければいけないのであるが、それに就ての準備はどうか、或は陸海共通のものは共通を圖ると云ふやうなことも、是が爲めには必要があらうと云ふやうな御尋のやうに承知しました、是は勿論の儀でありまして、軍事當局に於きましても以前より其考で總ての調査を致し、尙之に關する規定をも致す積りで、順次歩を進めて居ります又陸海軍の兵器の如きも、實際雙方で相助けて製造補充をして居るものは多々御座います、此充實を行ふに就て、經費の節減と云ふことに、十分努めんければならぬが、其點はどうかと云ふ御尋で御座います、是は今日充實を行ふが爲のみならず、隨分多大の經費を軍事費には使つて居ります、餘程注意を致しまして節約をして居る點は多々御座います、一々此處では申上げませぬが、若しどう云ふ點であると云ふやうなことでありましたら、豫算會議等で委細を申上げて宜しう御座います、其經費の節減の趣意で御話があつたやうであります、陸海軍大臣は文官で宜いではないかと云ふ御話のやうであります、節減と云ふ點からは一寸私は了解に苦みます、是は柏原君御自身にも其職にある者は其職に應ずる所の經驗素養を持つた者が宜しいと云ふ御話である、それには今日の陸海軍の制度は、御意見通のものになつて居ると御答するの外は御座いませぬ、私の御答はそれだけであります。

○議長（大岡育造君）　押川方義君。

〔押川方義君登壇〕

〔拍手起る〕

〔「簡單を望む」と呼ふ者あり〕

○押川方義君　世界の大亂に際しまして、國内の大局を鑑み、國策を樹立致しまする爲に、必要なる所の經綸を立てられまして、昨日總理大臣以下當局大臣が吾々に施政の方針を說示せられました、私共之を謹聽致しましたが、中々に心を勞せられ、若し現内閣諸公が政務に就てのみ心を專らにすべき所の人であると考へますれば、中々に完備を致したものゝやうに見られます、併ながら彼の先哲の申しました通りに、大政治家者は大哲學たるべしと云ふことに依りて考へますならば（笑聲起る）現内閣の人がどう云ふ政治を爲さるであらうかと云ふことを非常に心配します。

〔「耶蘇の說敎……」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○押川方義君　今大事な所の國家存亡の場合と云ふても宜い時に、猥りに人の言論を聽かずして批評をなさると云ふことは詰らないです（笑聲起る）私は考へまするのに、現内閣諸公は餘り多く世界の方を見られましたが、我國内の情勢に就て頗る御考が拙いと思ふ……

〔「耶蘇敎のやうに……」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○押川方義君　恰も今日の情勢から考へまするならば、今の内閣諸公の施政の方針は我日本を大に誤まることではあるまいか、今我國に二大思潮が御座います、一は所謂閥族的官僚内閣であります、又一方は民意國論を尊重する思潮であります、此二つのものは決して兩立致しませぬ、それ故に國家の進展に頗る害を及ぼすと思ひます、寺内内閣は政黨政派は頗る御嫌ひだと云ふことを承りました（「何を言ふ」と呼ふ者あり）果して然るや否やを知りませぬが、さうで御座いましても　陛下の赤子たる大日本帝國の臣民を御嫌ひなさることはあるまい、必ず此臣民を重んじ、又愛して其臣民の聽くところの事に就ては十分に之を聽き、又適當なる答をなさることがあるべき筈と思ひます、故に私は此日本帝國の臣民に代つて、大事なることを承りまする權利があります寺内内閣は擧國一致と、或は國論統一と云ふことを非常に希望せられまして、度々其事を仰せられます私が考へまするのに、日本で擧國一致はして居ると思ふ、國論は統一致して居るのであります、決して諸公が心配なさる程に日本は擧國が分離をして居らない（笑聲起る）不統一で居る事はない、何故ならば我が日本帝國の臣民は國の大事に臨みましては決して分離をするものではない、必ず統一を致して居るのであります、如何となれば是は　陛下の心を心とするが日本人の所謂民本主義であります、現内閣の民本主義と云ふ事に付て或は色々なる所の配慮を爲して居らるゝかも知れない、恰度伊藤公や或は山縣公が政治の樞機に與つて政を執つて居られた時に自由とか民權とか云ふことが或は國事を誤りはしまいかと云うて心配して居りました、甚しきに至つては日本の國體に何か過ちを起すやうなことがあるまいかと思はれた位であります、矢張其の系統を引かれて居りまする所の現内閣の方々も、或は此の民本主義と云ふことに付いては、國を思ひ、君に忠ならんが爲と思つて誤解の上にえらい心配をして居らるゝことがあるかも知れない。

○議長（大岡育造君）　押川君、質問の趣意を……

○押川方義君　是が質問の趣意であります。

○議長（大岡育造君）　何を質問なさるかを……

○押川方義君　それは我輩の自由であります、議長は我輩の言論を兎や角言ひなさる權利はない。

○議長（大岡育造君）　質問の體を備へてなさることを……

○押川方義君　是が質問の順序であります、質問の順序を申して居るのであります（「要點を言ひ給へ」「能書が長い」と呼ふ者あり）

○押川方義君　現内閣は實に大事なる所の此議會を解散せられた程でありまするが故に（「それがどうした」と呼ふ者あり）必ず非常なる大經綸を以て此國會には臨まれる筈と我輩は思うた、又諸君もさう云ふ抱負を懷かれて在られたことゝ信じます、然るに施政の方針、今度提出せられましたる所の種々なる案件は如何であります、國民が最も非常に大事と思ひますることは、所謂國防充實の計畫でありますが、此國防充實の計畫に付て現内閣諸公が必ず陸に於ても海に於ても、或は空中に於ても海中に於ても大敵を引受けまして、攻防共に全いものと云ふことを信じて居られる所の計畫であるかどうだか、是は滿足なるものであると云ふ御答が出來ますか、如何であるかと云ふことを承りたいのであります（「まだ分らぬかい」と呼ふ者あり）それから外交の事に付きましても承りたい事がある、是は對米に付ての事、對支、對露、對英の事を主としまして簡單に承りたいのであります（「要點を言ひ給へ」と呼ふ者あり）昨日尾崎行雄君が戰爭の目的を尋ねられました其戰爭の目的を尋ねられまする時に、外務大臣は是はもう明白に宣戰の詔勅に於て國民の皆な了解をして居る所のことだと、斯う云はれました、（「然り然り」「社會主義には分るまい」と呼ふ者あり）宣戰の詔勅に於て明白に國民が皆な了解をして居るこ

とだと斯う言はれましたが、宣戰の詔勅はどう云ふやうなことが目的に書いてありますか（「忘れたか」「詔勅は分つて居るではないか」と呼ふ者あり）私の了解致しまする事は、諸君、暫らく――是は隨分國家の重大問題であります（笑聲起る）

〔「分らなければ此處に來給へ、敎へてやるから」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 靜肅に……

○押川方義君 參謀本部編纂の大正三年日獨戰史と云ふ報告の中に、開戰の素因と書いてあることがございます、「抑々日獨の開戰は日英同盟と利害の方嚮を異にせる獨逸國の勢力を極東より驅逐し斯くして東洋永遠の平和を確保し同盟協約規定の特種利益を保護し以て同盟の誼を重んじ協約の基礎を牢固ならしむるは帝國の責務なりと信じたるものに基くものなり」と斯うございます、是は詔勅の意味を簡單に申述べたのであると思ひますが、若し果してさうでございまするならば、米國に於て特派全權大使石井子爵が言はれましたる所の事と、齟齬致して居ります、是は私が對米策と申しましたけれども、之に付て内閣諸公に承りたいのであります、此對獨宣戰の詔勅から申しますれば、是は日英同盟の誼と云ふのが主でありまして、東洋永遠の平和を確保すると云ふのが目的でございます、對獨戰爭の目的は之に外ならない、然るに石井子爵が亞米利加に於て申したる所のことは如何でありますか、是は米國の國務省公示の中に太平洋の共同警備と云ふ所に「今日此會談の顚末を詳細公表するは得策にあらざるが故に敢て之を言はざるも、石井子爵及其各僚友が、日本政府の普國軍國主義を彈壓する戰爭に參與して、一國の任務を盡し、此目的に向つて協心戮力するの實を表示せむことを切望しつゝあることを言明せしは米國政府の大に滿足を表する所なり」と云ふ事があるのです、宣戰の詔勅の中に、普國軍國主義を彈壓するの目的を以て、布告されたることがないです、對獨戰爭と申しまするものが、宣戰の詔勅に明白にありますることでございまする故に、其以外の事を日本の戰爭の目的として、外國に使する所の使臣が國家を代表して言ふべき權利は決してないです、斯う云ふことは非常なる所の大事の關係がある、固より獨逸が開戰以來中立國に向ひまして爲したる所の暴逆無道なる行爲は、天人共に之を憎む所であります、誰か之を寛容しやうと云ふ人はございませぬ、故に與國は之を憎んで居ります、我日本も與國に劣らず、其罪惡を責めると云ふ覺悟をして居ります、併ながらそれあるが故に對獨戰爭の目的を、普國軍國を鎭壓する爲と云ふことは出來ない、是は決して露西亞に向つて依故贔負を致すが爲に言ふのではない、斯う云ふ曖昧たる所の事を以て米國の歡心を買ふやうにすると云ふ事であるならばです、我日本の大恥辱であります（「困るね」と呼ふ者あり）それのみならず尚ほ其事に證據立つる爲には、羅馬法王から平和提議の申込がありましたる時分に、亞米利加大統領は斯の如きことを申して居るです、開戰は正義の爲なり、人道の爲なり、「デモクラシー」の爲なり、我米國は更に何等の利己心を含まず、領土、償金、斯る事の爲に戰爭はせずと、斯う大統領は申しました、それに向つて石井子爵が申されますのには御尤なり、我日本も此大目的通りなり、汚い根性、卑しい私慾は毛頭なし、「デモクラシー」の爲なり人道の爲なり、自由の爲なり、貴國の仰せらるゝ通りなりと斯う言ふてある、日本は「デモクラシー」の爲に戰つて居る、人道の爲に戰つて居る、自由の爲に戰つて居るのだと、斯う石井が明白に日本帝國に代つて申して居るです、それから其次には華盛頓の墳墓に石井大使が詣りましたる時（「分つたよ」と呼ふ者あり）米國政府高等官が還視の裡に於きまして、斯の如きことを申したです、日本皇帝陛下の御名を以て花環を供へまして、其時に大使は侵略の威迫が取去らるゝ迄戰爭は之を繼續せざるべからずそれから米國の上院に於て演説をせられました時に其一〇に吾等は今戰の裡に在り、吾等は敢て戰の裡に在る事を主張す、而して吾等は最後迄戰の裡に止るべし、如何となれば吾等は國民として又一個人として我聯合國側の主張主義の至公至正なる事を信ずればなりと、斯う言うて居る（「それがどうした」と呼ふ者あり）それが分らぬですか（「早く言ひ給へ」「もう分りました」と呼ふ者あり）それから其次には、我日本の立場が誠心誠意米國と同じであると云ふ僞りなき事實を示すと斯う書いてある（「牧師分つて居る」と呼ふ者あり）是は宣戰の詔勅の中に何れの句に斯の如きことがあります、宣戰の詔勅に於きましては、日英協同の誼に依つて東洋平和の維持をするが爲に戰を宣せられたので、米國が戰を宣しましたることゝは非常に意味が違ふです、米國は色々獨逸から非常なる所の損害を被つて、米國もどうかして中立を維持して行きたいと思ひまして、或は忠言を與へ、時に依つては威壓を加へんとし、種々樣々の力を用ゐてしたけれども、獨逸は頑として之を聽かない、亞米利加人は憤懣に堪へずして終に宣戰を布告するに至つたのであります、是は實に自由の爲め「デモクラシー」の爲め、正義の爲め、人道の爲めと、さう申します、それから又或時には獨逸の「プロイセン」が勢力を有つて居る間は講和をせぬと迄も申しました位であります、獨逸の狂暴は御互に外國人と同じく、與國と同じく、之を吾儕も憎みます、縱令之を憎んだからと申しましても、是が爲に日本に明白に宣戰の詔勅の出て居りますることに意を含んで居りませぬことを、日本國家を代表致しまして、外國に證言する所の權利は決して使節にある筈がないです、斯う云ふことを混淆致しまして、例へば善い事であるからと申しましても、左樣な事を申すことが出來ませうか、是は詔勅の意味に若し左樣な事がありますれば、當局大臣から私は明白に其意を承りたいです、如何に善い事でありましても、詔勅の意味を擴張したり、伸縮したりする權能は日本全國の中に一人も有つて居る事は出來ない（拍手起る）是は 天皇陛下の大權に專屬するものであります、私が思ひまするのには、日米同盟―同盟ではない、協同宣言と申しまするものを非常に希望致しました餘り、餘り亞米利加人の歡心を買ふやうな行動を爲しまして終に知らず識らずして、日本の立場を濫りにするやうになつたことではあるまいかと思ふです、吾儕が了解致します通りに、宣戰詔勅が東洋の平和の爲め、日英同盟の誼を重んじてせられましたる事であると申しまするならば、青島より獨逸の兵を驅逐し、東亞の平和を維持するが爲めに、海上に於て日本が是まで爲しましたること、尙又爲しつゝある事に付きまして、十分に盡して居るのであります、それ故に或は露西亞若くは佛蘭西、又は英國に向ひまして、戎器を供給致しましたり、或は軍需品を賣込みましたりした事は、日本を大に德とすべき事であります、彼等も滿腔の誠を以て之を歡迎すべき筈のものであつて、是は實に日本の厚意であります、しなければならない當然の義務では無いのであります、故に彼等も喜びまするこが當り前の事であります、併ながら若し宣戰の意味が、普國の軍國主義を壓迫して仕舞ふ爲め、若くは人道の爲め、自由の爲め、「デモクラシー」の爲めに戰ふのだと申しまするならば、今日日本が三年有餘の間爲しましたる事に於て、缺くる所はありませぬか是で滿足なる所の行爲を爲して居ると申せませうか吾儕は「クレマンソー」の日本が戰爭に就ては、すべき事を餘りして居らぬと云ふことを申しました、其事を讀みまして、非常の不滿の考を起したです、けれども若し日本の宣戰の目的が、或は英吉利や或は亞米利加と同一の事でございまするならば、日本が今日して居りまする所の事は、實に怠慢の事と言はざるを得ない、なぜならば宣戰詔勅の中に斯の如き言葉が書いてあるのです「朕茲ニ獨逸國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海軍ハ宜ク力ヲ極メテ戰鬪ノ事ニ從フヘシ朕カ百僚有司ハ宜ク職務ニ率循シテ軍國ノ目的ヲ達スルニ勗ムヘシ」と斯う書いてある、力を極めて陸海軍は戰鬪に從事して居りますかどうであります此三年の間日本は與國の爲めに大なる力を盡しました併ながら是は戰鬪の目的以外に、非常なる厚意を以て與國として働をした譯であつて、戰鬪の目的は東洋の平和を維持するにあるならば、それで濟んで居るのであります、故に百官有司も、陸海軍の方方も、十分に此詔勅を奉じて力を盡して居られますものと考へられるです、けれども若し亞米利加と同じ目的を以て宣戰を布告して居りますものならば、今日の亞米利加人が戰爭に向つて力を盡して居りますることは、我が日本帝國の大に恥づべきことでありますまいか、日本の國家が之に依つて十分なる所のものを盡したと天下に公言が出來ますか、宣戰の詔勅に適ふだけのものを、陸海軍の人も、百官有司も、力を極めてやつて居ると云ふことが申されますか、是は私は甚だ大切なる事であると思ふ、若し其位の事であるならば、獨逸を壓迫して仕舞ふ爲めに何故に出兵をもしないのか、力のあらむ限りを盡してやるべきではありますまいか、宣戰の詔勅は或は英米が獨逸に向つて戰を宣告して居りますことゝ、同一の意義であるかないかを承りたい、若し同一の意義であるならば、宣戰の詔勅の中に何處にさう云ふ意味があるかを敎へて貰ひたい、若し是が無くして申しましたならば、宣戰の詔勅以外な事を、日本國家を代表して、日本の特派使節を代表して日本の

特派使節は申述べたのであります、是は矛盾をして居ると思ふのです、是に於て明白なる所の答辯を私は要求致します、是は國家の爲めに由々敷關係のある事である、それから其次は、對支政策に付きましては、現内閣は不干渉である、對支政策は不干渉である、親善主義である、經濟聯盟を事とする、斯う云ふやうなることを言うて居られるやうに考へます、併ながら果して對支政策と云ふものが、本當に不干渉で出來ますかどうでせう、支那に向ひましては充分に忠言を與へなければならぬ國柄ではあるまいか、支那を開發し、支那を誘導し、保護すると申しましては聊か言葉が難うございませうが、充分に扶け導く所の責任が我日本國家にありますまいか、どうですか、是がありまするのに、日本國家の最高部に居られる所の行政官は、不干渉であると言うて澄し込んで居られることは、實に不親切でありますまいか、冷淡ではありますまいか、左様なる事を以て對支政策を根本的に解決せられると思はれることは、現内閣の非常なる謬想でありますまいか、支那は獨立國である獨立國に向つて何の干渉が出來るかさう云ふやうな月並的の事を言うて居つて、對支外交の根本を解決しやうと御思ひなさるならば、是は非常な誤りであります、此獨立國に向つて他の一國が濫りに干渉をすると云ふ事は、是は出來ぬことでありませう、併ながらそれは表面の事であります一體政治の事は表面の事ばかりで出來ますか、殊に外交問題の事の如きに至りましては、機微の間に成敗利鈍が宿つて居る、宿つて居るのであります、尤も或は北方を援ける、或は南方を阻害する、斯う一方から言ひますならば、外務大臣はさう云ふ事は一切無い、唯一方には當局者と相折衝するの外は決して無いか、唯南方をやつて居るのであつて、決して北を重く南を輕くするなどゝ云ふことはない、斯う言はれます、さう言はれますならば、さう言ふたので通りませう、通りませうが、支那には八億の眼がある日本には一億四千萬の眼がある（「簡單」「えらいな」と呼ぶ者あり）此日本人が見て居りまするこ、支那人が見て居りまする所の事を、外務大臣一人がさうではないと、斯う拒絶をせられました所が、それに依つて全く有るものが無いとはなりますまい、それは輿論と申しまするものは、決して之を打破して仕舞うことは出來ない、若し外務大臣が全く北には重きをしない、南を輕くしたのではないと考へて居なさるならば、眞にさう考へて居りつつ斯う云ふ事をなさるのならば、是は非常な誤れる政治家であります、又實にさう云ふ事を爲しつゝ詭辯を弄して、唯だ質問の矢先を逃れると云ふことのみにさう云ふことを言はれるならば、是は非常に不親切なことであります、北を重くし南を輕くすることの善し惡しを言ふのではない、併し現にさう云ふことを爲して居りながら、之をしないと斯う斷言をして、さうして此處を切拔けたと思うて居なさることは、それで協同和衷することが出來ますか、一體斯う云ふやうな考を以て、矢張日本國民に當ると同じやうな考を以て、支那人にも接して行くと云ふことならば、是は干渉せぬと仰せられましても、干渉以上に妨害をなすものであります、又親善と仰せられますが、昨日の御答にも親善は甚だ近頃濃厚になつて宜しいと、斯う喜んで居なさる（「もう止さぬか」と呼ぶ者あり）親善を致しますることは、結構であります、併ながら現内閣諸公が親善と申しますることは、日本人と支那人との間の親善の意味でありませうけれども、其點から申しますならば、親善が何處に出來て居ります、若し政府が親善すると云ふ時に臨んで、國民と國民との親善と云ふやうな意義をなすことが出來ると云ふならば、此方は此人民を代表するだけの國民的政府でなくちやならぬ、少くとも此の議院に於て大多數の地盤を持つて居る内閣でなくちやなるまい今の内閣はそれは政友會の忍耐を以て――忍耐を以て現内閣の爲す所を監視し、或は是々非々で居られるさうでありますが、さう云ふことに唯だ恃みをして居りますが（「生意氣」と呼ぶ者あり）斯う云ふことを恃みとして、議會に於ては自分が大多數の援助者のあるものだと思つて、日本全國を代表して居るものだと御思ひなさるならば、是は非常な間違ひでせう（「簡單」「冗長」と呼ぶ者あり）其現内閣が向ふの所謂官僚内閣と、或は親善を致しましたからと云うて、日支の親善なりと云ふことは決してない、故に其狀況に付きましては非常なる所の誤解でありませう、日支親善と申しますものは、一は少數の人が或意味に於ては御用商人共が、互に相交ると云ふ位なものであつて、支那人の全體から申しますならば、寺内内閣の對支政策に付いて、根本に異議を言うて居る（拍手起る）それは北方の者でもさうでありませう、況や南方の者は怨んで居るのであります（拍手起る）それを以つて日支親善が全きを得たなどと言つて居られることは、大なる誤りではありますまいか、それから又無干渉で支那のことが出來ると言ひなさるけれども、外交の事に付て支那が完全なることがやれますか、或は財政の事に付て支那が獨立してやれますか、又内政改革に付いても援助をせずして出來ますか、或は軍事の事に付いても彼は獨立してやれますか（「不干渉の意味を知らず」「議長注意すべし」と呼ふ者あり）此の事に付きましては日本が好意を以つて支那を誘導しなくてはならない、不干渉などと云ふ冷淡な事を云ふて濟して居ることは出來ない、支那と日本との間の關係は實に生命の關係であります、若し支那が非常なる害毒を受けまするならば、日本は是れが爲めに非常なる損害を受けるのであります（「言ふまでもなし」と呼ふ者あり）故に支那のことに付いて日本が盡しまする事は、即ち日本の爲めに日本自らを助けるが爲めに、やることと同じであると云ふことを考へなければならぬ、然るに唯だ支那に向つては不干渉である、唯だ彼のする儘に委して居ると云ふことでは、對支政策の根本が決して立ちませぬと我輩思ふです（「簡單」と呼ふ者あり）議員諸君も此の事に付きまして、内閣諸公を鼓舞奨勵して、どうかもつと日支親善の事に付て、日支の關係に付て、十分なる徹底的關係を惹起すやうにやられんことを希望致すのであります、それから對露問題に付きましては、現内閣が如何なる事をなさる積りで居りますかを承りたい、之から必ず露獨は相結んで日本に向ふに相違ないと云ふことは、火を睹るより瞭なることです、斯う云ふことに付いて現内閣が如何なる準備を爲して居られるかであります現内閣が對露政策に付きまして、もつと輕薄なることでなく、根本的政策を立てられなければなるまいと思ふ、露西亞は固より今は非常なる狀態に居ります、此の非常なる狀態に居ります故に、日本は特に之に注意をしなければならぬ時である、相談する者が露西亞には居らない、或は「レーニン」が起つやら、どう云ふ政府が出來るのやら、唯だ其時を俟つの外なしと云ふて居りまするとは、まるで理想の無い政治家と云ふて然りであります、抱負も無ければ、經綸も無ければ、理想も無いと言はれましても仕方がないのであります、是等に付きましては苟も國政を與つて居りまする所の政府は、屹度確固たる所の責任を有つて御遣りなさらなければならぬ所のものでなからうかと云ふことを承りたいのであります――終りに臨みまして對英問題の事であります、英國と申しまするものと日本は非常に親密になりました對米問題の事でなく對英問題の事であります、英國と申しまするものと日本は非常に親密になりました、國交極めて敦厚だと昨日仰せられました、それは其通りでありませう、御互に大慶でありますが、東洋に來て居りまする所の英國人が、屢々此の日支親善のことに付きまして、妨害を致して居りまする所の事實を御承知でありますか、ありますまいか、是等に付きまして現内閣は力の及ぶだけ、英吉利政府に向ひまして、日英の間の關係を阻害するやうなことを、東洋に生活をして居りまする所の英國人が、爲さらないやうに忠告を隨分なされまする所の義務があると思ふ、唯だ中央政府の人と中央政府の人とが、信書の往復を致しまして、所謂外交辭令を以て圓滿なる交際をすることが出來た爲めに、兩國は極めて交際敦厚なりなどと言つて居られますならば、是は知らない間に大なる火事を起すのであります、尤も日米の事に付きましては尙外に申したいことがある、或は日米宣言などのことに付きましても、其利害得失の係はる所を極めて申述べて、内閣諸公の御考を承りたいでありますけれども、餘り長くなりまする故に、是等の事に付きましては、又敢て機會を得ましたら伺ひたいのであります。

〔拍手する者あり〕

○議長（大岡育造君）　本野外務大臣。

〔國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇〕

〔「答辯の必要なし」「のう〳〵」と呼ぶ者あり〕

○國務大臣（法學博士子爵本野一郎君）　諸君――唯今押川君から三點に付て御質問がございました、第一點は戰爭の目的に付て、第二點は對支政策、第三點は對露政策に就ての事であります、戰爭の目的に就きましては、昨日既に或る質問に對して御答を致して置きましたから、昨日申上げたことより以外に今日說明致す必要はないと考へます（「其通り」「ひや〳〵」と呼ふ者あり）さう御承知を願ひます、尙又對支政策に付きましては諸君も御聞きの通りに隨分長く說明を致して置きました、又對支政策に付て

は、第三十八議會以來政府の所見は明かに天下に分つて居ります、昨日の演說、昨日の答辯に於て十分に盡きて居ると信じます、押川君には私の演說を尙十分に御朗讀あらむことを切望致します（「ひやひや」拍手する者あり）尙又對露政策に付ては、色々御親切の御忠言がござりましたが、是は恭しく承つて置きます、政府では深く此問題は研究して居る事であります、露西亞に對する政策は最も愼重に措置を致さなければならぬことでございますからして、御忠言の程は有難く拜聽致して置きます。

〔拍手する者あり〕　（

○議長（大岡育造君）　武藤金吉君。

〔武藤金吉君登壇〕

○武藤金吉君　私は政府の施政方針、及財政計畫增稅等に就きまして、我黨の床次、山本兩君の問はれた以外の要點二三を質問を致しまして、他にもまだ質疑の通告者があるやうでございますから、極めて簡單に時間を活用を致して此壇を降らうと思ひます（「ひや」と呼ぶ者あり）此度政府が提出を致されました國策に付きましては、第一か國防計畫、第二は產業振興の計畫等が含まれて居るさうであります然るに國防の計畫に付ては、各派の諸君から御質問があつて、政府からも答へられて大體が分りましたが、產業振興の計畫に付きましては、政府の說明も甚だ薄弱であるのみならず、又產業振興の計畫と申しまして何が此本年の計畫の中に現はれて居るのでありますか、大藏大臣は之を四五のものを列擧致されましたが、併ながら此自營自給と云ふ言葉が、產業振興の意味を含まして居るとすれば、此自營自給とは何を認めて宜しいのであるか、先づ鐵の問題は既に御質問もあつたやうでありますから、是は省きます、私は食料自給の政策はどうなつて居るか、食料自給政策に付ては、何等當局から一言の說明もない、此食料自給の政策が、若し國防計畫に伴つて、若し一朝國家が動員を行ふ場合には此食料の關係はどうなるのであるか、又今後二十年乃至三十年、五十年乃至百年の後に於きましては、此食料自給政策はどうなるでありますか、此點に付きましては、國防計畫と共にどう云ふ施設があると云ふ事を聞きたいのであります、更に其次は纖維原料政策であります、尤も此自營自給と云ふ事に付ては、纖維原料の政策を含むものであると思ふ、此纖維原料政策はどうなつて居るか、棉はどうなつて居るか、羊毛はどうなつて居りますか、此豫算に現はれた所を見ると云ふと、棉のことは何等の事も出て居ない、唯だ羊毛自給政策としましては、確か三十萬圓でありますか、而も百萬頭二十五年計畫で、國內で羊毛を造ると云ふ政策より外は無いのであります、此棉花及羊毛は現在に於きましては、國內で出來るものは一つもない、又領土內に於て出來るものはない、然らば此纖維原料政策は、果して自營自給として我國內で間に合はせると云ふには、何をしてやつたならば宜いのであるか、此點に付きましては、政府は國防計畫に伴ふ所の食料被服問題は、直に之に伴ふて此政策に含まれて居なければならぬものである、然るに此纖維原料政策の研究はしてござるか知れませぬけれども、豫算の表に於きましても、總ての表に現はれて居ない、現はれて居ないばかりではない、翻つて增稅計畫を見ると、此纖維政策を確かに防害をして居る傾きがあります、それは何であるかと申しますれば、政府に於ても御承知の通り、諸君も御承知の通り、纖維工業は棉花は確か二百五十萬錘で、今續がれて居る羊毛は十八萬錘で績がれて居る、其外に我帝國に於きましては、研究すべき必要の錘があるので、それは絹絲紡績であります、此絹絲紡績は現在に於ては未だ五七萬錘しかございませぬ、而も其原料は、今日百萬錘、乃至支那の原料を合せますれば百何萬錘にするも、此絹絲紡績は羊毛に對し棉花に對して之を代用し得るのみならず、眞の自營自給の策は之に依つて立ちはしないかと思ふ、然るに此絹絲紡績の科學は、日本にはございませぬ、高等學校が澤山增設になつて、敎育を獎勵すると申して居りますが、帝國大學にも高等學校にも未だ此纖維工業科と云ふものは一つもない、唯だ僅に上田蠶絲專門學校に二三萬圓でありますのを、之を何萬圓かに減じて文部省に出して、文部大臣は之を認めて大藏大臣に出されると、大藏大臣は此大切のものを、棒を引いて出されたと云ふが如き事實が有るやうに承ります、果して事實なりとすれば、大藏大臣は此纖維原料政策等などに付ては、此自營自給と云ふことは口ばかりで、實際には此自營自給と云ふことに觸れて居らないではないかと思ふ、諸君、更に纖維原料政策に伴ふ所の我が絹、生絲、及絹織物に付て私は尋ねて見たいと思ふ、此昨年は歐羅巴戰爭の結果と致しまして、絹織物は當業者の努力でもなければ、政府の獎勵でも無くて、七千萬圓程の輸出額になつて居ります、尙本年には格別當業者の努力、政府の獎勵がなくとも、一億萬圓以上になると思ひます是は何の爲めである、政府は少くも是等に注意をされないのみならず研究されてありませぬ、而して一方の增稅計畫の方を見ますと、增稅計畫の方に於きましては、絹布は贅澤であるから絹布稅は一割と云ふものを一割三步上げる、斯う云ふ政策が採られてあるやうでありますが、私共の考へる所に據りましては、此纖維原料政策と云ふものは、棉花羊毛絹絲と云ふものに付て、深く一の政策を食糧の問題と共に立てゝ、國防の計畫と共に行くべきもので無いかと考へますが、此邊に付て御示しがございませぬから、是等の大要を御示しを願ひたいと思ひます、更に此增稅に付きまして、全體の、此度の增稅並に廢減稅の計畫を見ますと、新たに出來たものは、戰時利得稅「メリヤス」「フエルト」の消費稅が織物稅に加はり、又淸涼飮料稅、酒稅共に加はり、夫から增すべきものは、所得稅、酒稅、砂糖消費稅、郵便電信料の値上、又織物消費稅に於きましては、是は增しも減りも大して無い、整理を目的とする、又廢する方は前々段御質問になつて居ります、石油消費稅の廢止でありますが、是等の諸稅に付きましては政府は果して社會政策の意味を以てやつたのでありますか、若くは之を整理すると云ふ點に重きを置いたのでありますか、若くば又、大藏大臣は數々御說明の內に彈力ある此財源を作つて置かなければならぬと云ふことでありますが、此彈力あると云ふ、即ち餘地を存した增稅、或は廢減稅計畫でありますか此點に付ては、私は承はつて置きたい、此社會政策の意味から申しましたならば、是は我山本君から御質問もありました通りでありますが、郵便電話料の値上げに付きましては、全國民の內で私の調べた統計に據りますと、郵便を發信しない者が、――する者が百人の內八十以上に當つて居ります、又電車汽車汽船に乘る者は百分の十以內になつて居ります、而も是等の比例は一小部分のものであると見ることは出來ないかと思ふのであります、是等の比例から申して行きますと、此增稅並に廢減稅はどうも平仄が合はないやうに考へるのであります、もう少し大藏大臣に於ては詳細の御說明を願ひたい、夫から單に上げると云ふ目的であるならば、此の內の所得稅なり織物消費稅なりの稅があるのでありますから、之を上げても私は二千萬圓や三千萬圓は直ちに蹴出せる、何も細かなものを漁らぬでも蹴出せるのであります、試に織物稅を見ますれば、織物稅は大正六年は千七百四十九萬餘圓を實行豫算に見積つてありますが、昨年大正六年に於ける所の織物の生產額は試みに何ほあるかと大藏大臣に問ひたい、大藏大臣は定めし御承知でありませう、我帝國の織物生產額は、四億四千萬圓であります、內輸出織物七千萬圓を引きますと、差引三億七千萬圓となるのであります、三億七千萬圓の一割は三千七百萬圓でなければならぬ、然るに織物稅は一千七百四十九萬圓にしか當つて居らぬ、之を一割の稅率から比ぶれば、現在は四步五厘强にしか當つて居らぬ、何故に此消費稅を一割として居るのは、是だけしか上らぬのでありますか、若し之を整理の目的とすれば、何も木綿を八步にし、毛織物を――絹織物を一割三步にせざるも、之を實際五步に繰下げた方が、整理の目的として、私は完全に此目的を達せらるると思ひます、五步にしたならば、千八百五十萬圓に當るのであります、然らば今年の、現在の財政計畫豫算として現はれたものを見ますと、五步繰下げた方が、却て之を毛織物や絹織物を一割三步とし、木綿を八步にしてさうして「メリヤス」「フエルト」を入れなくてもそれ以上に上るのでありますから、織物を整理する點から申しますれば、何故五步に繰下げると云ふことをせられないか、斯くせらるるならば良くは無いかと思ひます、併ながら是は取つて置きの稅であるから、彈力を存して置くと云ふのでありますか、之を上げると云ふ目的であるならば、是は格別でありますけれども織物稅と云ふものは幾ど各國各地全國の生產地に於て、全く一割の看板を掲げて、二步のものもあれば、三步のものもあり、或は六步のものもあり、七步のものもある、恐らくは大藏大臣と雖も、此稅を取る總ての織物稅を取ると云ふことは、徹底されて居らぬ、實際御承知がないと思ひます、實際此織物稅だけでも、昨年三億七千萬圓の一割取れば、どんな盲目算盤をしても、三千七百萬圓なければならぬものが一千七百萬圓しか無いと云ふ事になつては是は隨分整理の點から行きまして大なる缺陷があるので無いかと思ふ、故に之を大藏大臣が新

たに計畫せられたる、木綿を八歩にする八歩に見積つた時は二千九百六十萬圓となるのであります、加之生産額は段々殖へて參りますから織物税だけでも大正六年度には二千萬圓で、大藏大臣が取る積りなれば誠心誠意勵行する積りなれば取れる、然るに租税を整理する社會政策と言ひながら實際に於きましては、斯う云ふ取方をなされて居ると云ふことは、益々此増税の面に表はれて居る所の、改惡を獎勵するものであると思ふ、此點に付きまして大藏大臣は此織物税は斯うして取つたら、どうして行けるかと云ふ、此考を吾々に示して戴きたい、更に多年の主張になつて居る組合に千分の一を交付すると云ふ、此千分の一を交付すると云ふことは、整理をして此の脱税逋税を無くする爲めにやるので、唯だ組合に徒らに千分の一を――千圓に付て一圓を交附するのでない、吾々が主張したのもさう云ふ意味で無いでありますから此際は織物税と云ふものは、寧ろ率を上げるよりも、現在を整理して減額して、五歩にしてすつぱり取る方が、私は此織物税等に付ては宜しくはないか、更に所得税を見ますると、所得税は餘程宜い塩梅に改良はしたと云ふやうに見えますけれども是は所得税を緩和して、富豪若は大會社から澤山取るやうに見えますけれども、其實は大會社富豪には御承知の通り、個人のものは會社のものに直して現に此法律制定を見込んで脱税して居る者がある、大藏大臣は氣が付かれて居るだらうと思ふ、果して然らば此千圓から上と云ふ、千圓と云ふものを標準にしたのは、寧ろ中産階級の爲に苦痛を與へる途ではないかと思ふのであります、此増税及廢減税に就きましては、どの邊から眺めましても、此税を澤山取る目的であるか、社會政策を實行する目的であるか、更に此收入を多くする目的であるかと云ふことは、窺ひ知ることが出來ないのである、殊に私は増税計畫と此自營自給の産業の政策を確立する上に於て、政府がどうしても今後は輸出さなければならぬものが茲に一つあると思ふ、それは何であるか、それは此關税收入であります、此關税は收入ばかりを目的とするものではありませぬ、海關税は内地に於ける所の産業を助長する上に於て、又競爭する上に於きまして、どうしても關税定率と内地産業と云ふものは並行して行かねばならぬのであります、現に戰爭が開けて三年有半、今日に至るまで關税改正の必要の迫つたことは一にして足らない、本員は春の臨時議會に於て、關税改正をどうするかと云ふことを、嘗て豫算委員會に於て質問致したのでありますが此度の増税計畫が收入を増すと云ふ事、産業をして獨立させる、即ち自營自給を行ふと云ふことに就てならば、此關税政策と云ふものを改正し、關税政策に依つて内地産業を保護すると云ふことは、數々あるのであります、其數々あるべきものを一つも此處に舉げてないと云ふのは何故であるか、歐羅巴若くは亞米利加に於きましては殆ど一年の中に毎週此關税問題に就て、さうして輸出入の調節を計り、内地産業を圖つて居ると云ふ事は、此時局に於ける現状ではありませぬか、又吾々日本國民も此關税政策の爲に少なからざる苦心を致して頭を惱まして居るのであります、是は大藏大臣からでも宜しう御ざいます、若くは外務大臣からでも宜しい、又は總理大臣から大體の上に於て御方針を示されるならば尚結構でありますが、此關税は何故に今度の増税の中に加へなかつたかと云ふ、是は額が少ないからであると云へば、私は又少ないからであると云ふ理由を承つて見たいと思ふ、是等の點に就きまして、大體を述べまして、政府の意のある所を詳細に承りたいのであります(拍手起る)

○國務大臣(仲小路廉君)　議長。

○議長(大岡育造君)　仲小路農商務大臣。

〔國務大臣仲小路廉君登壇〕

○國務大臣(仲小路廉君)　武藤君の御質問中、農商務省の所管に屬しまする點に就きまして御答致します、御質問中の第一は、食料問題の事に就てでありました、今日の場合に我國民の食料問題を解決致しまする事は是は此際最も大切な論であります、現在食料品の事に就きましても、種々の方面に注意を致して居るのであります、先づ今日現在の情勢に於ては、各種の方法を執りまして、之に對する不足はない積りであります、さりながら將來を考へますれば我人口の増殖と共に將來に亘る食料問題に就て適當の方策を講ずることは、大切な事であります、此考を以ちまして今回の豫算中にも土地利用の爲、相當の調査費を計上致したのであります、之に依りまして將來我が人口の増殖に伴ふ食料品を相當に解決します爲に、我國内に於ける不用の土地の利用、其他各種の方面に依りまして耕地田畑の擴張を計りたいと存じます、尚食料問題の解決は獨りそれのみならず、或は水産物の開發若くは畜産其他の途、是等各種の方法に依りまして、其綜合したる結果に依つて滿足に是等問題を解決したいと存じます、即ち今回は畜産の事に就きましても、相當の計畫方法を立てたのであります、此中に最も肝要と存じますは、即ち緬羊の點であります、是は武藤君が第二に御尋になりました纖維工業問題の解決を告げます上からも大切であります、纖維工業の材料として第一は羊毛に關する問題であります、此問題も時局の情勢に鑑みまして一日も速に解決しやうと存じます、是は内に於ては成るべく緬羊増殖の途を講じ、尚應急の處置と致しましては、或は滿洲、蒙古其他に於て適當な方法を執りまして、國民の必要と致しまする此羊毛は將來に亘る事、及應急の處置、此二通りの途に依りまして適當の解決を告げたいと存じますそれから其次には棉花の問題、此棉花の問題も是も同樣に必ず將來は自給の途を立てたいと存じます、唯だ是は羊毛とは其性質、趣を異に致しまして、我内地に於けるよりも其他の途に依つて相當の方法を立てねばなりませぬ此點に就きましては農商務省に於て産業調査局の調査に依りまして、それ〲十分なる調査を盡して居ります、又一旦は相當の計畫を立てまして、早や既に朝鮮或は其他に於て出來得る途を講じて居ります、是は尚場合に依りましたならば、今日まで調査を致しました状況を詳しく申上げて宜いと存じます、それは又別段の機會があらうかと存じます、其他種々の御尋も御ざいましたが、是は寧ろ大藏大臣より御答辯あるか相當と存じます、私は是だけ……

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣(勝田主計君)　唯今武藤君の御尋は餘程詳細に亘りましたやうであります、大體に於きましては――願くは豫算委員會も御ざいまするし増税の委員會も御ざいますから、詳細の事は其方で御問答を致し、篤と御話も承りたいと思うて居ります大體申上げますると増税計畫に對する目的でありますが、是は昨日此議場に於きまして、私より申上げました通りに、社會政策を目的として之をやつたと云ふやうな趣意では御ざいませぬので、即ち此増税の計畫を立つるに當りまして、一般の此負擔の状況に鑑みまして、税の均衡を保つと云ふことを主と致しまして、此意味を以ちまして整理をし、尚今日の状況に鑑み、或は物價騰貴其他に於て、此下層社會の者が困つて居ると云ふやうな事を斟酌してやつた斯う云ふ精神で出來て居りまする次第であります、又特に武藤君は織物消費税に付て頗る御詳しう御ざいまするから、色々御話が御ざいましたが、兎に角政府の今日考へて居りまする所では今般提出致して居りまする方法に依るを以て、最も適當なりと考へて居りまするので、又所得税に付きましてもで御ざいます、是も種々の御考案があることであらうと信じまする、併ながら今日の場合に於て、政府は今日提出して居りまする所の案が最も相等なるものと考へて提出を致して居ります、尚是等に付きましてはです委員會等に於て詳く御話も承はり、又私並に其他政府委員よりして詳しき御答を致したいと思うて居りまするので御ざいます、最後に此關税の收入の事で御ざいます、是は誠に御尤なる御尋でありまして、關税と云ふ事に付きましては、政府は決して等閑に致して居りませぬので、即ち大藏省に於きましても、或は農商務省に於きましても、或は外務省に於きましても、それ〲機關を設けまして此の關税のことは十分調査を致して居ります併ながらです、此の關税の事柄たるや、頗る申すまでもなく内地の産業の發展、其の他に重大なる影響を持つ事でありまするので、是れは能く調査を致さなければならぬ殊に今日の状勢がです、未だ此の關税を全體に亘つて動かすと云ふやうな平靜なる状態には無論なつて居りませぬので、うつかり之れをやりますると、忽ち數年の後に是れも困ると云ふやうな事柄も生じて來ます、之れを海外の狀勢に徴して見ましても、外國に於きまして關税をいぢつて居りまするが、其のいぢつて居りまする所の外國の趣意は、産業を保護するとか云ふ精神と云ふものは、殆ど毛頭今日の所に於ては無いのであります、申さば正貨を如何にして維持するかと云ふやうな目的を以て、關税を修正し、或は船腹を如何にして調節するかと云ふやうな目的で以て、關税を修正するとか、或は又軍需品、軍用品の供給を十分にするが爲に、此關税に手を著けるとか、斯う云ふやうな目的で大概外國は今日關税をいぢつて居りまするので、一般の商業貿易と云ふやうな點から致しまして、まだ〲此關税の事には外國では手を著けて居らぬやうに考へます、それ

で是等の事に付きましては、武藤君の仰しやる事と云ふものは、大體に於て大に考慮すべき事柄でありまして、而も其事たるや、重大にして愼重なる考慮を要すると云ふ考から致しまして、今日は關税に關しまする所の提案を未だ致して居りませぬので御ざいます、孰れ又是も詳細なる事柄に付きましては、税法或は豫算の委員會等に於きまして、御尋に依りまして詳細なる御答を致したいと思ひます。

○議長（大岡育造君） 望月小太郎君。

〔望月小太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 最早時間も段々切迫して參りまするが、今此望月君の質問及政府の答辯の間に時間が經過することがあれば、それは延ばすと致したいと思ひます（「異議なし」と呼ふ者あり）左樣御承知を願ひます、而して成るべく簡明に希望致します。

○望月小太郎君 本員は外交に關しまして、議長御希望の如く極めて簡明に三點に付て當局の御說明を煩はしたく思ひます、本來此重大なる時局の大變遷に關しては、本來昨日總理大臣及外務大臣は吾に向つて十二分に帝國政府の抱負の有る所を示され內外の人心に向つて極めて緊張したる結果を與ふべき筈である、此本員の期待は、昨日來の當局の答辯に依つて全く失望に歸しました、已むなく茲に最後の質問を試みる次第であります、第一に總理大臣と外務大臣との意見に對して、私は一致せない矛盾の點があるやうに承りました、此點より御說明を煩はして見たいと思ふ、昨日總理大臣は斯樣に言はれて居る「聯合與國との協議を堅實にし、共同作戰に必要なる行動を執りつゝある」誠に結構の次第である、然るに外務大臣の演說を拜聽致しますると、「聯合國中講和の基礎と見るべき意見の發表せられたるものあるも、帝國は是が協議に與からず」即ち事實上聯合與國から度外視せられて居ると云ふことが、外務大臣の自白である（拍手起る）少くとも與國の眼中には、遺憾ながら現外務大臣と云ふ人は重きをなさなかつたと云ふ證據が、此に存在して居るのである、（拍手起る）此一點に付て先づ私は外務大臣が倫敦宣言書を引用せられ、僅かに其胸中悶々の不平を遺された所の形跡のあると云ふことを申上げて置きたい（拍手起る）次に本來首相の所謂全世界の大動亂―是は誠に本員も所感を同うする一人でありまするが之に對して如何にして之を收拾するかと云ふ政府の意見に付て茲に承はつて見たいのである、簡單に申せば、佛國は其國民最後の一人の殘るまでは「アルサス」「ローレン」の回復は勿論、永久平和の安全なる基礎が出來るまでは劍を收めない、又英吉利は屢々其國家の名譽に訴へ、獨逸の占領したる白耳義、塞爾比其他の領地の完全なる回復――完全なる回復とは申すまでもなく、誰人か損害賠償に任じなければならぬと云ふ、此完全なる回復と共に是亦永久平和の保證が出來るまでは、斷じて劍を收めないと云ふのである、去つて亞米利加、是は諸君の御推薦に依て本員等昨年親しく米國上下の有樣に接觸致しましたが米國は一面其建國の大精神たる、平和、正義人道の此三大主義、恰も我御同樣が、皇室中心主義と同じく此熱烈なる三大主義即ち世界の平和、人道正義を破壞したる所の獨逸に對して、飽まで此目的を貫徹しなければならぬと云ふのが一面の理由、第二には不幸聯合與國の佛國にして挫折し若くは英國にして振はざる曉は、獨逸の毒牙は南米より直ちに北米に及んで來ると云ふ自衞上の必要よりして「ウヰルソン」大統領の此頃發表せられたる宣言にあるが如く「劍に依りて立ちし者は劍に亡びると云ふ眞理を敎ゆるまで」は是以て平和克復は出來ますまい此英佛米の狀勢に對照して獨逸の有樣は遺憾ながら過去三年間に於て、歐洲の中原に於ける其勢力は殆ど牢乎として拔くべからざるものがある、一言に致しますれば、彼は歐洲の中原に「より大なる獨逸帝國」を打立てたのみならず、既に露國との國境も最早事實獨逸の勢力範圍に落ちつゝあると云ふ有樣になつて今日の獨逸は西南英佛方面に頭を跳らして居ると同時に、其尾は遠く露國を隔てゝ我等極東の浦鹽斯德に來て居ると云ふ情勢――是が即ち總理大臣が觀て以て世界の大動亂となす考であつたならば、本員極めて其所感を同うするものである、偖て斯の如く協同の敵たる獨逸の勢は西南英佛米の方面、東は亞細亞の極東に及んで居ると云ふ、此協同の敵をを打破りまするには、此西南方面と極東方面と一致團結して、包圍攻擊的の策戰を施すに非らざれは、此目的の貫徹が出來ない事は明白である、茲に伺ひ度いのは、昨日首相と外相は、此協同の敵に對する意見に付て、略々同一の事を申されて居る、即ち東洋平和の維持に關しては、帝國は斷乎たる決心あり斯う云ふ意味を吹聽せられて居る、何ものが聯合與國と此協同策戰に付ては十分なる協定があり、而して此決心から總理及び外務大臣が右の所信を披瀝したものであらうと信じますが、果して聯合與國と遺憾なき協定が出來て居ることであるならば、具體的に其の經過及結果の說明を望むのである、と申すものは極東方面に對しては、本野君は殊に現內閣の一外務大臣としての責任者のみならず、日露協約の締結者として歷史的の責任を有つて居る抑々前內閣の大正五年七月三日の日露協約の第一條に「露國は日本國に對抗する何等政治上の協定又は聯合の當事者とならさるへきこと」と云ふことが規定せられ、第二條には「兩締盟國の一方の極東に於ける領土權又は特殊利益の侵迫せられたる時は兩國は其權利又は利益の擁護防備の爲め相互の支持又は協力を目的として採るへき措置につき協議すへし」とある、此の日露協約の爲めに本野君は子爵となられた、（笑聲起る）此日露協約――茲に本野外務大臣に承りたい抑々露國が昨年三月革命の起ると共に、露國に生長せられたる所の本野君は、此革命の結果が如何に戰局に多大の影響を來し、延ひては本野君自身が當事者の一人となつて結んだ日露協約の精神迄を破壞するに至りはせぬかと云ふことは、是は當然推測せらるべき筈である、少なくとも本員茲に日時を擧げて御記憶を喚び起しませう、七月二十二日露都の動亂の根本は、獨逸の手先たる勞兵團であつた、此勞兵團は武力を以て假政府を顚覆しやうとした、此七月二十二三日の事變は外務大臣の手許に此報道が明確になつて居る筈である、而して越て八月二十六日、ケレンスキーは到底聯合與國の援助を受くるに非らざれば、露國は戰爭を繼續することが出來ないと云ふことを言つた、之に付ても帝國政府は相當の助力を與ふべきに、是れ亦與へざる結果、九月十七日、茲に獨逸の手先たる所の右勞兵會は、決然として起つて茲に講和談判に手を著けたと云ふ順序である、此以上今日に至る、即ち十一月二十三日、單獨講和談判の決議から、十二月二日休戰談判を開始したと云ふことの今日までの經過は省略致します、要するに露國に居られた所の本野君が、露國と獨逸との關係は彼得大帝以來、殆ど血族的傳統的に露國の宮中から文武百官にまで、獨逸の勢力の及んで居ることは明瞭であるべき筈である、然らば露國に革命が起り、其革命の結果は、遂に極東まで獨逸の勢力の及ぶべきことは、外務大臣たらずと雖も、其位の事は一見明瞭の道理として當然御推測になつた筈である況や唯今申上げた七月二十二日、進んでは九月十七日、茲に公然日露協約の第一條を打破つた所の露國の狀態に對し、極東平和の維持者たるべき帝國は、當然其の權利の擁護者と致して帝國自ら其主動者の地位に立つて、英佛米の三國に協議せられ、此三國よりして露國を始め其他の疑惑を受けざる範圍に於て充分なる我國に對する信賴と委託とを受けた極東平和の維持者たるものは、一に日本であると云ふことを、此時に決然として中外に發表せられたならば爾來西比利亞に起つた動亂は替つて起らぬ筈である（拍手起る）然るにも拘はらず、昨年以來十數箇月を經たる今日に至つて、何事も爲して居らぬとは申上げぬ、即ち昨日總理大臣の說明、外務大臣の說明に何ものか有るに違ひない、有るならば何とて之を此處に曝け出して、內外國民の疑惑を一掃し、殊に我等國民の人心の上に、一大興奮劑を與へると云ふだけの勇氣は、當然持たれなければならぬことである、此第一點に於て先づ御答辯を伺ひたい、第二は簡單に支那問題に就て申述べて見たいと思ふ、昨日以來政友會の諸君を始め、我黨其他の諸君が支那問題に就て說明を求められましたが、如何にも當局大臣と致しては、私は誠意を缺いた御答辯と遺憾ながら思ふのである、何となれば現內閣こそ、此の對支外交の刷新を標榜せられて立たれた內閣である、洵に其目的は結構である、併しながら其結果は刷新どころか、支那の今日は殆ど日支の關係上から觀ますれば、混沌となり、紊亂となつて居ります（拍手起る）是は獨り吾々が言ふのみならず、政友會の決議書に依つて見ても、支那政局の不安定と云ふことは明瞭に書いてありまするぞ、即ち天下萬目の認むる所の事實である、（拍手起る）本來支那なるものを露骨に批評致しますれば、恰も風雨に堪へ難い大伽藍が僅かに四方から支へられる柱に依つての如く、其國命を漸く維持されて居る、其支へ柱は言ふまでもなく日本である、其日本が中心となつて、日英同盟、日佛協約、日露協約、否、現內閣の一成功たる日米協約、是等の支へ柱、之に依つて支那の獨立を維持して居る、正確なる國際公法の意義から解釋すれば、支那なるものは列國協約と云ふ干渉的の力に

依つて、其の獨立を維持して居るのである、（拍手起る）當局は動もすれば支那の內政に干渉することは絕對にしない、と云はれるが今日は內政ではありませぬ、前段申した如く獨逸の勢力を此儘に致したならば、支那其ものゝ滅亡――即ち亞細亞其ものゝ盛衰安危は、此日支打つて一團となるか、ならぬかと云ふ根本政策に於て定まるのである（拍手起る）此等の事實は私が申す迄もなく、此日本國民の生存の必要、發展の必要の爲めに、此東洋の平和維持に任ずる、日本の苦心は、英國亦之を認め、前內閣の時には御案內の如く支那に對する政治上の問題に關しては、日本に相談せずしては、英國は單獨行動を執らぬと云つたのではありませぬか又日米協約――本野君の一成功である、之にも日本の支那に於ける所の優越なる地位及其利益は承認して居られる、外列强既に支那に於ける我優越なる利害、及其地位を認め、內、國內は政友會と言はず、國民黨と言はず我等に至る迄此絕對必要を認めて居る、而も今の時は如何なる時であるか、戰局大轉換の此時局、まご〳〵致したならば露西亞を通過したる獨逸の勢力は伊犂、新疆、若くは外蒙古から、黃河の上流に這入つて來ることは、是は見易い道理である、故に假に日本が聯合與國と協定の結果、或は浦鹽から哈爾賓若くは齊々哈爾邊迄なり、若くは日本自衛の絕對必要上から、此の方面の守備及び其平和を維持致したと見做した所が、支那今日の南北對峙の勢に委して居りましたならば、此獨逸の勢力は、極東へ來る中途からして黃河の上流に這入つて來る、左なきだに獨逸の現勢は先刻申した如くであるに、之に加ふるに物資食料無限無盡の露西亞、及び支那に這入つた曉には、青島陷落のあの目的は、全滅するのみならず、總理大臣の所謂聯合與國との共同作戰なるものの根本的から、打破せられると云ふことは、一見明瞭の次第であります（拍手起る）故に私は支那の內政に干與せよとは申さぬ、斯う云ふ列强全體の運命に關する此戰局の大轉換に伴うて、日本は一面、聯合與國に對して、此狀勢を承認せしめ、支那に對する日本の發言權に付ては、列强をして全然日本に信頼せしめ、而して他面には支那政府に向つて誠心誠意に、此東洋全局の大運命、日支共同盛衰存亡の大岐路に、我等は立つて居ると云ふことを現內閣が支那に提議せられてさうして共同の此敵を打破ると云ふことに、御考を運らして戴いたならば、思ふに對支外交政策と云ふものは、是に初めて其成功の端緒が得られやうと思ふ、本員は北方を援助致したと云ふ現內閣に對しては、昨年七月事實を擧げて申しましたから、今日は繰返しませぬが、假に北方を助けても宜しい、助けた爲に南方の靜定が出來るか、是は絕對に不可能の事である、抑々湖南の天嶮――湖南を踰へて兩廣から四川に這入ることは、袁世凱も之が爲めに滅亡した、段祺瑞も之が爲に失脚した如何にして此天嶮を踰へて、南を靜定して南北の安寧を得ると云ふことが出來ますか、のみならず不幸今日の如く南北對峙の勢を其儘に置いたならば、平和締結後、此南北對峙の勢を利用して、我日本の不利益を圖るものは豈獨り獨探のみならんやと斯樣に思ふのである、現に鳳凰山鐵鑛問題に付て、李純が反對した、又現時南方一帶の新聞が悉く日本に反抗致して居るではありませぬか、唯彼等か及ばざるを以て空しく恨を呑んで現內閣の政策に向つて、何とか支那の安定の出來るやうに盡力して吳れろと云ふのが、支那南北兩方面の希望である（拍手起る）此希望の潮流に乘じ冀くは昨年七月の豫算總會に本員が忠言した南北調停說に斷然對支政策を御改めあらむことを（拍手起る）是は出來るか出來ぬか、此點に付て御說明を願ひたい、其詳細の方法に付ては本員別に此議會の或機會に於て外務大臣と意見を交換して見たいと思ふ、第三最後の質議に至つては、米國に對する外交に就て說明を煩して見たい、外務大臣及總理大臣は、石井子爵の渡米と共に米國政府當局者と隔意なき協議を遂げ、軍事關係に付ても、滿足なる協定を得たと、是は殊に外務大臣の演說中に昨日も明言せられたが、本員は茲に米國に對する我外交は極めて不徹底にして、不率直であると云ふ事實を擧げて當局の御說明を煩はしたい、抑々昨年四月二日米國が獨逸に對して開戰すると共に、我國は第一に米國に對して、我國は徹頭徹尾米國其他聯合與國と此共同戰爭に從事すべきものである、就ては過去三年間、開戰以來日本が聯合與國に貢獻した所の大要は斯のものであると云ふことを、米國の官民に廣く知らしむべきに拘らず、吾々渡米中驚き入りたる實例は獨り本員のみならず、政友會の政尾君維新會の山根君皆齊しく是は驚いた事實である、即ち米國の當局者中にすらも、我國が參戰以來の聯合與國に貢獻した所の事實の大要をさへ知らない者がある、のみならず日本へ對して非常に疑を持ち、日本は此戰爭に對して何か特殊の別な目的があるかの如き疑を持つて居る、――此疑は三十九議會に於て本野君が聯合與國に對する所の日本の援助が、不十分だと云ふことが裏書をなしたものである、（拍手起る）茲に事實を擧げて本員は申す、現に本員が接觸致しましたる米國の官憲其人々は、日本が斯く迄熱心に歐洲戰爭に從事するならば、何故に歐羅巴へ出兵が出來ないかと云ふことを、地位ある人々から屢質問に遭ふた、本員は簡單に答へた、即ち日本國民の食物は第一に米、味噌、醬油、野菜の漬物、及び梅干――此五品は日本國民身心營養の絕對必要品である、而して此食物の按排が出來て見た所が、少くも日本兵を歐洲戰場に出すには、五十萬は必要である、今五十萬に付て一人五噸の船を要するとしたならば二百五十萬噸、然るに日本には遠洋航海に適する船は五千噸以上、僅に七八十萬噸此七八十萬噸を以て啻に日本の貿易のみならず、聯合與國の貿易即ち亞米利加の布哇、比律賓の間、北米南米の間、紐育から浦鹽斯德に到る間、皆悉く日本が獨りで負擔を致して居る、否、支那海に印度洋に遠くは歐羅巴航路にまで日本が助力致して居る、此船全部を提供しても二百五十萬噸の僅に四分の一にも足らぬではないかと言ふた、此說明を聽いて米國の官憲は始めて明瞭致したと云ふことで、本員は此事を佐藤大使に通告した、大使は喜んで日本議員の名に於て斯く言はれたことを深く感謝の外はないと言はれた、本員は大使に向ひ何故日本政府は斯ることを米國官民に發表なさらぬであるかと問ふたらば、別に外務省から此事を說明せよと云ふ訓令も受けないと云ふ辭色でありました、外務大臣は定めて訓令はなさりますまい（拍手起る）豈啻に歐洲出兵不可能の道理のみならんや、日本が宣戰以來青島陷落の爲にも巡洋艦、驅逐艇、水雷艇、特務艦斯う云ふものの損失と共に、金力を以て賠ふことの出來ない、四百名の海軍士官將校を失ひ、國民は三億三千萬圓の軍費の負擔を背負つて來て居る、斯う云ふことも一向米國には分らなくて、吾等渡米議員に依つて始めて說明をしたのである（拍手起る）それのみならず日英同盟の義務以外にまで、地中海に吾々は艦隊を出して居る、其助力の顚末も始めて分つた、更に又日本は過去三年間に十億萬圓の金を儲けた、戰爭に依つて私慾を充たすものであると云ふ疑があつた、然るに事實は如何、十億どころではない、十三億萬圓の出資即ち英吉利、佛蘭西、露西亞に、或は貸付或は其公債に向つて供給致して居ると云ふことも、十一月二十五日、本員等が滯在して居る間、本員吾等が說明するまでは米國の官民に知られなかつたと云ふ事實である、斯う云ふ迂遠、斯う云ふ幼稚なる外交を米國に於てなされて居つた、其證據を茲に更に本員は的確に申上げる、即ち各派共に一致して、當局に注意を煩はした彼の禁鐵問題の顚末である、抑々此禁鐵問題の如きは昨年五月中に當然分るべき次第であつた、成程米國は八月四日に禁鐵令を發布致しましたが、事實は五月に於て明白であつたのである、何となれば米國は、四月開戰と同時に、十七億萬弗の歲費を更に八十五億弗に致し、其中船舶局の五千萬弗は、之を二十億弗までに增加致したのである、即ち船舶局を增加して、船舶製造の結果、亞米利加で生産する所の鐵なるものは、此增加船に向つて集中しなければならぬと云ふことは、五月に於て明白であるべき筈である、斯の如く此五月に於て鐵の輸出禁止の將來起るべきことを、前知すればする程、吾々が此交戰國與國に對して、船舶の貢獻に付て十分之を米國政府に說明の餘地があるのである即ち吾々は十三萬噸を聯合與國に賣付け、十八萬噸を貸し、而して二十萬噸は依然聯合與國から註文を受けつゝあることより、而も先刻申した地中海派遣の我海軍は是が爲めに現に其製鐵材料にも困つて居る、隨つて其れ迄に日本が四十萬噸の註文を致したものは、將來禁鐵令が發布すると雖も、此噸數だけは禁鐵令以外のものとして、當然共同交戰の目的を達する爲めに、日本に寄越して吳れと云つたならば米國政府は喜んで之に應じたのであつた、（拍手起る）然るに當局の交涉は、此禁鐵令の發布後に之を爲さつたのである、此に於て米國は言ふた、洵に遺憾であるが、法律既に行はれた以上、獨り日本の註文にのみに偏する譯に往かないと云ふ結果が此不手際の有樣になつたのである、此處に噴飯に堪へない事は右交涉顚末に關する我政府發表の書類の一節である、即ち昨年十一月十七日の公文書中に、斯樣に書いてある「本邦造船所又は輸入商より、解禁交涉方を陳情し來れり是より先き我が外交當局に於ては

米國に於ける情勢に應じ、深き注意を以て適當の處置を執るに怠らざりし云々」是は眞赤な僞りである(拍手起る)即ち八月四日禁鑛令發布後に遽々然として始めて交渉を開始して遂に失敗に終つたのである而も失敗の其不手際の結果は、又政府の右公表した所の公文書中に斯樣に云うて居る、「彼我國情の差異本件に關し相互の希望に多少の懸隔を存し、遂に不一致に終れり云々」それ御覽なさい彼我國情の差異、差異のないのに差異を付けるやうな緩漫迂遠な外交をなさつて居つたと云ふのであります(拍手起る)要するに米國參戰の目的と同一步調を執るが爲には、英佛は勿論の事、其亡びたる塞爾維ですらも大使の外に半官半民の有力なる人々を送つて、さうして、此彼我の國情を疏通して居る、然るに我が紐育總領事館の有樣は如何である、紐育は世界財界の中心にして、又此の戰局に對して最も重大なる要所である、此處に於ける我總領事の手當すらも殆ど衣食住を、支へることも出來ないと云ふ有樣であると云ふ事は、是亦吾々渡米議員團一同の認めた所であります、要するに外務省の米國に對する智識は全く時代遲れである、米國が變遷したる今日の情勢が御分りにならぬのである(拍手起る)そこで本員が此處に懇談的に、外務當局に說明を求めたい事は、幸に佐藤大使が歸られる、此大使の歸任と共に來るべき新たなる大使は、我が霞ヶ關の溫室に育つた軟弱植物ではなく、眞に有力なる米國上下の信賴する人、例へば金子堅太郎子のやうな人――、斯う云ふやうな人材と、加ふるに半官半民の補助機關たるべき人撰是は政友會にも國民黨にも澤山ある、斯う云ふ人人を遣つて、向後重大なる戰局の將來に關して、日米永遠の融和策を講ずる誠意ありや、否やと云ふ事が米國問題に對する第一の御尋として、最後に日米協約の交渉に付隨する要點に付て、御說明を望んで見たいと思ふ、日米協約の締結前吾々は米國の官民に接觸致しまして、本員は日本及び與國が米國の墨西哥に於ける地位を認むるが如く、米國亦日本の支那に於ける地位を認めて、玆に日米協約の出來たことは御同慶の外はない、唯だ是に於て本員は外務大臣に尋ねたい、外務大臣は米國政府の當局と隔意なき協議を遂げ、又軍事關係に於ても滿足なる協定を得たりと云はれて居る、此點であります、言ふ迄もなく此米國の外交は極めて淡白に、卒直に、相互の意見を交換して、道理ある一致點に達すれば、彼は喜んで是に應ずるのである、そこで此日米新協約が結ばれると共に、日本は此日米新協約を事實上、活用して往く根本問題に向つて、なぜ米國の當局と今一步進んだ意見の交換をなさらぬかと云ふことである、そこで今一步進んだ意見の交換をならぬかと云ふのは何であるか、即ち南太平洋に於ける日米間の武備撤廢と云ふことである、本員は忌憚なく之を米國各方面の人々に說き、大に其贊成を得たのである而して本員が何故に石井大使談判の論步を此處に進めなかつたと云ふことは、先刻海軍大臣の言はれたる如く、日米太平洋に於ける艦隊の比較は、大正十二年に至れば、彼の三十三に對する我は十六――、抑も日本は米國が太西太平の兩洋に跨がり、加ふるに歐洲の戰爭に參加したと云ふことは、其結果海軍擴張となる素より當然の處置と思ふ、然るに此當然の海軍の擴張は、南太平洋に於ける比律賓、ガム島より或は進んで「アリユーシヤシ」列島に盛んに其防備を施すに至る、日本は素より之に對して何とも思はぬが、唯だ南太平洋に於ける日米艦隊强弱の比較は、施て支那に於ける日本の國際的地位に及ぼすの影響を如何にせんと云ふのである即ち支那四千年來の國策は、正邪曲直を基礎とせず、唯對手方の强張大小を基礎として打算する、言換ゆれば對手方が强ければ、其要求は無理でも肯く、對手方が弱ければ、其要求は正當でも拒絕する、今日米の間で、紙の上に於て、米國が日本の支那に於ける特殊優越なる地位を認めても、實際問題として南太平洋に於ける兩國の勢力が以上の如く懸隔した曉は、支那は日本に近づかずして、米國に近づく、然らば日米協約締結の當時に、此事を根本的に米國に相談致して、六十五年來の日米の關係上、日本の誠意が十分米國に分つた以上は、米國たるものは日本に對して其南太平洋の防備は撤廢しないか、然らば吾等も又吾等征服の權利として永久我等が占領すべき「マーシヤル」群島「カロリン」群島には防備を撤廢する、更に言ひ換へれば支那に於ける門戶開放、機會均等主義を更に南太平洋は擴張して、英吉利、佛蘭西――同じく南太平洋に於て、利害關係あるものを集めて南太平洋に於ける一大自由貿易鄕となすと云ふ協定が出來て、然る後此處に誠實なる日米永遠の策を講ずること、恰も亞米利加と加奈陀と、其三千哩の間に一つの兵を置かず、一つの軍艦を置かずして、兩國の國境が安全なるが如く、日米間に於て此南太平洋の軍備撤廢を爲すと云ふことは何うであるかと何故言はないのであるか、又此事に付て一言申上げて置きます、今日本なり聯合與國なりが、米國の墨西哥に於ける勢力を認めても、若し其認めたる一國が假りに西印度の或島に行つて兵備を嚴重にすれば、米國は何と思ひますか、即ち比律賓「グアム」は日本に對して米國の西印度と同じことである、蓋し米國は正義を愛し、道理を愛すると云ふ此亞米利加人に向つて、何故に是だけの論步を進めて隔意なき交涉をなさなかつたのでありますか、此交涉は抑々紙の上に結んだ所の支那に對する日米協約を活かすと云ふ、根本々義であつて、是れなくんば日米協約は所謂佛作つて魂入れざる外交であると思ふ(拍手起る)此點に付て當局外務大臣の御答辯に先だつて本員は申上げる事がある、即ち本員親しく米國の官民に以上の意見を陳述致し、大に其贊成と同情とを得たるに付ては、外務大臣は宜しく其心して之に對する御說明を願ひたいのである(拍手起る)以上第一より第三に至るまで、本員の伺ひたい要點に付、希くは外務大臣に於ては、極めて虛心擔懷――殊に此內閣が擧國一致の實を擧ぐるに汲々として居らるゝ其擧國の實は今日最も必要且つ屈强の時機である、昨日の如き不誠實の答辯を外務大臣がなさるならばもう退いて後の賢者に、此時局の解決を任せる事こそ、却つて外務大臣として、君國に對する忠實の途であると云ふことを、一言忠言して此壇を降ります(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 本野外務大臣。

〔國務大臣法學博士子爵本野一郞君登壇〕

○國務大臣(法學博士子爵本野一郞君) 諸君、唯今望月君から段々外交に關する御教訓を戴きまして、有難く拜聽致しました、其御質問の件に付て極く簡單に意見を述べて置きたいと思ひます、平和條件に關して列國から帝國に相談がなかつたと云ふことに付て、日本を列國が疎外して居る云々と云ふ御言葉が御座いましたが、是は恐くは望月君は、平和條件に關する協議と云ふことは、如何なる場合にすべきものであるかと云ふことに付て、聊か誤解を抱いて居られはしないかと考へるのであります、今日列國の政治家が、自分で考へたことに就て、議會で演說をするに付ては、是は列國間に協議を致して居ることはないのであります、隨て追々平和談判となる際には、具體的の條件を以て、互に意見の交換をしなければならぬ事になつて居ります、又豫めする事もあります、した事もあります、隨つて斯の如き「ウキルソン」大統領が「メッセーヂ」を發したり「ロイド、ジョーヂ」が議會で演說をしたからと云ふて其演說の草稿を私の所に送つて寄越す氣遣ひは無からうと思ふ、決してそれが爲に日本が疎外されたと云ふことは確にありませぬ、それは御安心になつて宜しいと思ひます、又戰爭の終局に付て、色々御說が御座いましたが、私が述べて置きました事、又總理大臣が御述べになりました事は、少しも意見が違つて居るのでは御座いませぬ、帝國は列國に對する信義を重んじて、此戰爭の終局に至るまで、列國と共に立つ決心であります、又斯くするに非らざれば東洋の平和と云ふものは維持することは出來ませぬ戰爭が歐羅巴で有つて居るからして、歐羅巴でさへ此亞細亞の事は少しも之に關係がないと云ふ如き觀念を持つて居る御方もあるかも知れませぬけれども元々此極東の平和が確實に維持されまするには、此歐羅巴の戰爭が完全に吾々の與國の爲に、滿足に終了しなければ、極東の平和の保たれぬことは申すまでもない事であります、隨て帝國は日英同盟の信義を重んじ、又聯合の與國たる信義を重んじ、此戰爭の終局と共に立つて行く考であります、此點に付ては一點の疑のない事で、此事を吾々は明に宣言した考であります、日露の關係に關しましては、露國の狀態が今日のやうな狀態になりましては、勢ひ獨逸の勢力が、極東の方に及ぶべき憂があると云ふことに付ては、至極御尤の觀察であります、吾々も此事は深く憂慮して居る次第であります、之に對します對應の策も亦愼重に考慮致して居る次第であります此點に付ては御安心下さつて宜いと思ひます、支那の問題に關しましては、最早是は私は再三再四、帝國の態度は說明も致して置きましたから、特に申上げる必要はないと存じます、唯望月君は南北の妥協を日本がさせたら何うだと云ふやうな御考のやうに聽いて居ります、併ながら是は支那の內部の政爭には、現內閣は干涉しないと云ふ政策を執つて居りますから、支那の內部の人達が妥協するとも、妥協せぬとも、是は支那の政治家に一任致して置く方が宜

いと云ふ私は確信を持つて居ります（望月小太郎君「それが間違つて居る」と呼ふ）間違ふ間違はぬと云ふことは、意見の相違である、是は全然不干渉で行かんければならぬと確信して居ります、尚又對米外交の事に就きましては、色々望月君から御方針を教へて戴きまして、是は深く感謝致す所であります望月君が言はれたことに付て、採るべきことがありましたならば、將來に參考と致す積りであります、先づ是で……

○議長（大岡育造君） 唯今の答辯を以て、總理大臣及び各國務大臣の施設方針に關する演說に對する質疑の質問通告者は、皆盡きました、仍て本日は是れで散會を致し、明日は例の如く午後一時より開會致します（拍手起る）

午後六時二十分散會

○大正七年一月二十四日（木曜日）

午後一時十七分開議

議事日程　第四號

第一　所得税法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　通行税法廢止法律案（政府提出）　第一讀會

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五　酒造税法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第七　酒精及酒精含有飮料税法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第九　麥酒税法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第十　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十一　清涼飮料税法案（政府提出）　第一讀會

第十二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十三　自家用醬油税法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第十四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十五　砂糖消費税法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第十六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十七　織物消費税法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第十八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十九　石油消費税法廢止法律案（政府提出）　第一讀會

第二十　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第二十一　戰時利得税法案（政府提出）　第一讀會

第二十二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第二十三　郵便法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第二十四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第二十五　臨時國庫證券法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第二十六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第二十七　貨幣法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第二十八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第二十九　戰時船舶管理令（承諾を求むる件）

第三十　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三十一　家祿賞典祿處分に關する法律案（川原茂輔君外十六名提出）　第一讀會

第三十二　沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案（川原茂輔君外十六名提出）　第一讀會

○議長（大岡育造君） 諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一議員より提出せられたる議案左の如し

未成年者飮酒取締に關する法律案

提出者　根本　正君

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

對支政策の根本方針に關する質問主意書

提出者　伊東知也君

軍人の官紀に關する質問主意書

提出者　野村嘉六君

○議長（大岡育造君） 會議を開きます、諸間の件があります、第四部選出決算委員竹村良貞君、第六部選出決算委員樋口秀雄君、第九部選出請願委員山口俊一君、右常任委員辭任の申出があります、許可して御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議はないと認めます、就ては各部の諸君は、速に補缺選擧を行ひ御屆出あらむことを望みます、日程第一より第二十三までは一括して議題と爲すを便宜と認めますが、一括に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議はないと認めます、第一、所得税法中改正法律案、第三、通行税法廢止法律案、第五、酒造税法中改正法律案、第七、酒精及酒精含有飮料税法中改正法律案、第九、麥酒税法中改正法律案、第十一、清涼飮料税法案、第十三、自家用醬油税法中改正法律案、第十五、砂糖消費税法中改正法律案、第十七、織物消費税法中改正法律案、第十九、石油消費税法廢止法律案、第二十一、戰時利得税法案、第二十三、郵便法中改正法律案、右を一括して議題と致します。

第一　所得税法中改正法律案（政府提出）

第一讀會

所得税法中改正法律案

所得税法中左ノ通改正ス

第三條第一項ヲ左ノ如ク改ム

所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

第一種　法人ノ所得

甲　合名會社、合資會社　所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各税率ヲ適用ス

五千圓以下ノ金額	千分ノ四十五
五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十五
一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ六十五
一萬五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ七十五
二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ八十五
三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百
五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百十五
七萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百三十
十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百四十五
二十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百六十
三十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百七十五

乙　株式會社、株式合資會社、其ノ他ノ法人

千分ノ七十五

第二種　此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ爲ス公債ノ利子　千分ノ二十、社債ノ利子千分ノ三十

第三種　前二種ニ屬セサル所得　所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各税率ヲ適用ス

千圓以下ノ金額	千分ノ三十
千圓ヲ超ユル金額	千分ノ四十
二千圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十五
三千圓ヲ超ユル金額	千分ノ七十
五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ八十五
七千圓ヲ超ユル金額	千分ノ百
一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百五
一萬五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ百二十五
二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百四十五
三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百七十
五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百九十五
七萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百二十
十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百四十五
二十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百七十

千分ノ三百

第四條ノ三中「山林伐採ノ所得」ヲ「山林伐採ノ所得、山林讓渡ニ因ル立竹木ノ所得又ハ立竹木ノミノ讓渡ニ因ル所得」ニ改ム

第四條ノ五中「百圓」ヲ「百五十圓」ニ「五十圓」ヲ「百圓」ニ改メ「五百圓以下ナルトキハ百五十圓」ヲ削ル

第六條中「四百圓」ヲ「五百圓」ニ改ム

第四十二條中「其ノ年十一月一日ヨリ十五日限」ヲ「其ノ年十一月一日ヨリ三十日限」ニ、「翌年一月一日ヨリ十五日限」ヲ「翌年一月一日ヨリ三十一日限」ニ、「翌年三月一日ヨリ十五日限」ヲ「翌年三月一日ヨリ三十一日限」ニ改ム

第五十條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第八條ノ申告ヲ爲シタル者ハ大正七年ニ於ケル沖繩縣ノ調査委員、補闕員及調査委員選擧人ノ選擧ニ關シ第十四條及第十五條ノ規定ノ適用ニ付テハ前年所得税ヲ納メタル者ト看做シ第二十四條ノ任期ハ大正七年ニ於テ選擧シタル沖繩縣ノ調査委員及補闕員ニ限リ三年トス

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三種ノ所得ニ付テハ大正七年分所得税ヨリ之ヲ適用ス

第三　通行税法廢止法律案（政府提出）　第一讀會

通行税法廢止法律案

通行税法ハ之ヲ廢止ス

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ニ徵收シ又ハ徵收スヘキ通行税ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

第五　酒造税法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

酒造税法中改正法律案

酒造税法中左ノ通改正ス

第一條ノ六中「稗」ノ下ニ「玉蜀黍、馬鈴薯」ヲ加フ

第四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

酒類ヲ製造スル者ニハ其ノ造石數ニ應シ左ノ割合ヲ以テ造石税ヲ課ス

第一種　酒精分二十三度以下ノ酒類

一石ニ付二十三圓

第二種　酒精分二十三度ヲ超エ四十五度ヲ超エサル燒酎

一石ニ付酒精分二十三度以上一度ヲ增ス每ニ八十錢ヲ前號ノ金額ニ加ヘタル金額

第三種　酒精分二十三度ヲ超ユル清酒、濁酒、白酒、味淋及酒精分四十五度ヲ超ユル燒酎

一石ニ付酒精分一度每ニ一圓

第五條中「百石」ヲ「三百石」ニ、「五石」ヲ「十石」ニ、「五十石」ヲ「百石」ニ、「第四條第一項ノ税率」ヲ「一石ニ付二十三圓ノ割合」ニ改ム

第八條第二項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ命令ノ定ムル所ニ依リ精酒ハ查定石數百分ノ五以內ノ滓引減量及貯藏減量ヲ、味淋ハ查定石數百分ノ二以內ノ滓引減量ヲ控除スルコトヲ得

第三十三條中「處罰又ハ處分セラレタル者」ヲ「處罰若ハ處分セラレタル者又ハ三年以上引續キ酒類ヲ製造セサル者」ニ改ム

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

酒類製造ノ免許ヲ受ケ本法施行ノ際現ニ酒類製造者タルモノニ限リ第五條ノ規定ノ適用ニ付テハ當分ノ內仍從前ノ例ニ依ル

酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ本法施行前ヨリ引續キ酒類ヲ製造セサルモノニ付テハ第三十三條第一項ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第七　酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案

（本案は本卷三五頁貴族院の議事中に掲載せるものと同一なるを以て再揭の煩を避く）

第九　麥酒税法中改正法律案（政府提出）

第一讀會

麥酒法中改正法律案

（本案は本卷三六頁貴族院の議事中に掲載せるものと同一なるを以て再揭の煩を避く）

第十一　清涼飲料税法案（政府提出）　第一讀會

清涼飲料税法案

清涼飲料税法

第一條　本法ニ於テ清涼飲料ト稱スルハ炭酸瓦斯ヲ含有スル飲料ヲ謂フ但シ攝氏檢溫器十五度ノ時ニ於テ全重量ノ萬分ノ五以下ノ炭酸瓦斯ヲ含有スルモノ及酒精分一度以上ヲ含有スルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ於テ酒精分ト稱スルハ攝氏檢溫器十五度ノ時ニ於テ原容量百分中ニ含有スル〇、七九四七ノ比重ヲ有スル酒精ノ容量トス

第二條　清涼飲料ニハ一石ニ付五圓ノ割合ヲ以テ清涼飲料税ヲ課ス

第三條　清涼飲料ヲ製造セムトスル者ハ政府ニ申告スヘシ其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

第四條　清涼飲料税ハ何人ノ製造ニ係ルヲ問ハス製造場外ニ移出セラレタル清涼飲料ノ石數ニ應シ清涼飲料製造者ヨリ之ヲ徵收ス

清涼飲料製造者政府ノ承認ヲ受ケ清涼飲料ヲ他ノ製造場ニ移出シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ清涼飲料税ヲ徵收セス

第五條　製造場內ニ於テ飲用セラレタル清涼飲料ハ之ヲ製造場外ニ移出セラレタルモノト看做ス

第六條　製造場內ニ現存スル清涼飲料公賣セラレタルトキハ之ヲ製造場外ニ移出セラレタルモノト看做ス

第七條　清涼飲料製造者製造ヲ廢止シタルトキ製造場內ニ現存スル清涼飲料ハ之ヲ製造場外ニ移出セラレタルモノト看做ス

第八條　清涼飲料製造者ハ每月其ノ製造場外ニ移出セラレタル清涼飲料ノ石數ヲ翌月五日迄ニ政府ニ申告スヘシ但シ前二條ノ場合ニ於テハ直ニ之ヲ申告スヘシ

清涼飲料製造者前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ政府ハ其ノ石數ヲ決定ス

第九條　清涼飲料税ハ每月分ヲ翌月末日迄ニ納付スヘシ但シ第六條又ハ第七條ノ場合ニ於テハ直ニ之ヲ納付スヘシ

第十條　清涼飲料製造者カ外國ニ輸出スル目的ヲ以テ製造場外ニ移出シタル清涼飲料ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ清涼飲料税ヲ免除ス

前項ノ清涼飲料ニ付必要アリト認ムルトキハ其ノ税金ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

擔保物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ規定ニ依リ税金ノ免除ヲ受ケタル者其ノ清涼飲料ヲ製造場外ニ移出シタル後六月內ニ外國ニ陸揚シタルコトノ證明ヲ爲サザルトキハ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ依リ亡失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一條　清涼飲料ヲ外國ニ輸出シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ清涼飲料ニ付左ノ金額ノ交付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得

一　清涼飲料税納付濟ノモノナルトキハ其ノ税金ニ相當スル金額

二　砂糖消費税ヲ課セラレタル砂糖ヲ使用シタルモノナルトキハ其ノ使用シタル砂糖ノ消費税ニ相當スル金額以下ノ金額

輸出後一年ヲ經過シタルトキハ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條　清涼飲料ノ製造者又ハ販賣者ハ清涼飲料ノ製造、出入ニ關スル事實ヲ詳細明瞭ニ帳簿ニ記載スヘシ

清涼飲料ノ製造者又ハ販賣者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ清涼飲料ノ製造又ハ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スヘシ

第十三條　收税官吏ハ清涼飲料ノ製造者若ハ販賣者ノ所持ニ係ル清涼飲料、其ノ製造出入ニ關スル一切ノ帳簿書類及清涼飲料ノ製造若ハ販賣上必要ナル建築物器械材料其ノ他ノ物件ヲ檢查シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十四條　收税官吏ハ運搬中ニ在ル清涼飲料ヲ檢查シ其ノ出所及到達先ヲ質問シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十五條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ税金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ税金四圓未滿ナルトキハ罰金額ハ二十圓トス

一　詐僞其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ税金ヲ逋脫シ又ハ逋脫ヲ圖リタルトキ

二　政府ニ申告セスシテ清涼飲料ヲ製造シタルトキ

第十六條　清涼飲料ノ製造者又ハ販賣者清涼飲料ノ製造出入ニ關スル帳簿書類ヲ隱匿シ、帳簿ヲ調製セス、其ノ記載ヲ詐リ若ハ怠リタルトキ又ハ第八條若ハ第十二條第二項ノ規定ニ依ル申告

ヲ詐リ若ハ怠リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十七條　收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ之ヲ妨ケ若ハ忌避シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十八條　清涼飮料ノ製造者又ハ販賣者ノ代理人戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

第十九條　清涼飮料ノ製造者又ハ販賣者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法ニ依リ本人ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十條　本法ヲ施行セサル地ニ於テ製造シタル清涼飮料ハ其ノ地ニ於テ本法ノ稅率ト同一又ハ重キ稅率ヲ以テ課稅セラルルニ非サレハ之ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シテ清涼飮料ヲ移入シタル者ハ其ノ石數ニ應シ第二條ノ稅率ニ依リ算出シタル稅金五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ稅金四圓未滿ナルトキハ罰金額ハ二十圓トス

第一項ノ清涼飮料及其ノ容器ハ之ヲ沒收ス但シ既ニ處分シタルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ追徵ス

第二十一條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヰス

第二十二條　自己又ハ家族ノ用ニノミ供スル清涼飮料ヲ製造スル者ハ本法ノ清涼飮料製造者ト看做サス

第二十三條　清涼飮料ニ付テハ酒精及酒精含有飮料稅法ヲ適用セス

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ヨリ清涼飮料ヲ製造シ本法施行後引續キ之ヲ製造セムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ一月內ニ其ノ旨政府ニ申告スヘシ

第十三　自家用醬油稅法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

自家用醬油稅法中改正法律案

自家用醬油稅法中左ノ通改正ス

第一條中「五石」ヲ「一石」ニ改メ第二項ヲ削ル

第三條　自家用醬油製造者ハ每年五十錢ノ製造稅ヲ納ムヘシ

第四條　製造稅ハ其ノ年十月ヲ以テ納期トス但シ納期前製造ヲ廢止シ若ハ第十一條第二項ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ納期後免許ヲ受ケタルトキハ即納トス

第十一條第二項ヲ左ノ如ク改ム

本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者前項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前自家用醬油製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス但シ大正七年度分ニ限リ第四條及第十一條第二項ノ規定ヲ除クノ外仍從前ノ例ニ依ル

第十五　砂糖消費稅法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

砂糖消費稅法中改正法律案

砂糖消費稅法中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

飴ハ本法ニ於テ之ヲ糖蜜ト看做ス

第三條中「百分ノ六十ヲ超エサルモノ」ノ下ニ「及飴」ヲ加フ

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ヨリ飴ヲ製造シ本法施行後引續キ之ヲ製造セムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ一月內ニ其ノ旨政府ニ申告スヘシ

第十七　織物消費稅法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

織物消費稅法中改正法律案

織物消費稅法中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

「メリヤス」及「フエルト」ハ本法ニ於テ之ヲ織物ト看做ス

第二條　消費稅ノ稅率左ノ如シ

一　絹織物　價格百分ノ十三

二　綿織物　價格百分ノ八

三　其ノ他ノ織物　價格百分ノ十

前項ニ於テ絹織物ト稱スルハ全重量百分中九十五以上ノ絹ヲ以テ組成シタルモノヲ謂ヒ綿織物ト稱スルハ全重量百分中九十五以上ノ綿ヲ以テ組成シ絹ヲ交ヘサルモノヲ謂フ但シ人造絹、金屬線、金屬絲、金屬箔、漆絲及漆箔ハ之ヲ絹ト看做ス

第四條、第九條及第十條中「製造場、稅關又ハ保稅倉庫」ヲ「製造場又ハ保稅地域」ニ改ム

第四條第二項ヲ削ル

第二十二條　本法ニ於テ保稅地域ト稱スルハ關稅法ノ定ムル所ニ依ル

第二十三條　政府ハ織物ノ製造者又ハ販賣者ノ組織スル組合ニ對シ徵稅上必要ナル設備ヲ爲シ又ハ徵收事務ノ補助ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ組合ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ取扱ヒタル織物中消費稅ヲ賦課シタル織物ノ價額ノ千分ノ一以內ノ金額ヲ交付スルコトヲ得

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ヨリ「メリヤス」又ハ「フエルト」ヲ製造シ本法施行後引續キ之ヲ製造セムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ一月內ニ其ノ旨政府ニ申告スヘシ

第十九　石油消費稅法廢止法律案（政府提出）　第一讀會

石油消費稅法廢止法律案

石油消費稅法ハ之ヲ廢止ス

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前外國ニ輸出スル目的ヲ以テ消費稅ヲ納付セスシテ製造場ヨリ引取リ、消費稅ヲ納付シテ外國ニ輸出シ又ハ消費稅ノ徵收ヲ猶豫シタル石油ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第二十一　戰時利得稅法案（政府提出）　第一讀會

戰時利得稅法案

戰時利得稅法

第一條　帝國內本法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ本法ニ依リ戰時利得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第二條　前條ニ該當セサル者本法施行地ニ資產又ハ營業ヲ有スルトキハ其ノ利得ニ付テノミ戰時利得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第三條　戰時利得稅ハ左記各號ノ利得ニ付之ヲ賦課ス

一　所得稅法ニ依リ所得稅ヲ課スヘキ法人ノ利得

二　所得稅法ニ依リ所得稅ヲ課スヘキ第三種ノ所得中俸給、給料、手當、歲費、年金、恩給、退隱料ヲ除キタル個人ノ利得

三　船舶又ハ鑛業若ハ砂鑛業ニ關スル權利若ハ設備ノ賣却ニ因ル個人ノ利得

前項第三號ノ船舶ニハ製造中ノ船舶ヲ含ム

第四條　戰時利得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

一　法人ノ利得　利得金額百分ノ二十

二　個人ノ利得　利得金額百分ノ十五

第五條　法人ノ戰時事業年度所得金額カ平時事業年度ノ平均所得金額ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過額中平時事業年度ノ平均所得金額ノ百分ノ二十ヲ超過スル金額ヲ以テ法人ノ利得金額トス

前項利得金額計算ノ場合ニ於テ左記各號ニ該當スルモノアルトキハ各其ノ定ムル所ニ依リ平時事業年度ノ平均所得金額ヲ計算ス

一　何レノ平時事業年度ニ於テモ所得金額ナキトキ又ハ平時事業年度ノ平均所得金額カ平時事業年度ノ平均資本金額ニ對シ年額百分ノ十未滿ナルトキハ平時事業年度ノ平均資本金額ニ對スル年額百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ平時事業年度ノ平均所得金額トス

二　大正三年八月一日以後第一次ノ事業年度終了シタル法人ニ付テハ戰時事業年度ノ資本金額ニ對シ年額百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ平時事業年度ノ平均所得金額トス

三　戰時事業年度ノ資本金額カ平時事業年度ノ平均資本金額ニ對シ增減アル場合ニ於テハ平時事業年度ノ平均資本金額ニ對スル平均所得金額ノ割合ヲ以テ戰時事業年度ノ資本金額ニ付算出シタル金額ヲ平時事業年度ノ平均所得金額トス此ノ場合ニ於テ第一號ノ規定ノ適用ニ付テハ戰時事業年度ノ資本金額ヲ以テ平時事業年度ノ平均資本金額ト看做ス

四　平時事業年度ト戰時事業年度ト期間ニ相違アルトキハ戰時事業年度ノ月數ニ應シ月割ヲ以テ平時事業年度ノ所得金額ヲ計算ス

資本金額ノ算定方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　個人ノ所得金額カ大正二年以前二年ノ平均所得金額ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過額中大正二年以前二年ノ平均所得金額ノ百分ノ二十ヲ超過スル金額ヲ以テ第三條第一項第二號ノ利得金額トス但シ所得金額中相續財産ヨリ生スル所得アル場合ニ於テハ之ニ對スル大正二年以前二年中ノ被相續人ノ所得金額ヲ相續人ノ所得金額ト看做シ平均所得金額ヲ計算ス

前項利得金額計算ノ場合ニ於テ大正二年以前二年中所得税法第四條ノ三第三號ノ所得アルトキハ之ヲ除算シ大正七年以後其ノ年分所得中所得税法第四條ノ三第三號ノ所得アルトキハ其ノ所得金額ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル金額ヲ前項ノ平均所得金額ニ加算ス

第一項ノ場合ニ於テ大正二年以前二年ノ平均所得金額千圓未滿ナルトキ又ハ其ノ平均所得金額ナキトキハ所得金額ノ半額ヲ以テ利得金額トス所得金額三千圓未滿ナルトキハ戰時利得税ヲ課セス

第七條　船舶又ハ鑛業若ハ砂鑛業ニ關スル權利若ハ設備ノ賣却金額ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル價額ヲ控除シタル金額ヲ以テ第三條第一項第三號ノ利得金額トス但シ其利得金額カ第三條第一項第二號ノ利得ニ屬スルモノナルトキ又ハ利得金額三千圓未滿ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ利得金額ハ前年中ノ總額ニ依ル

第八條　所得税法其ノ他ノ法令ニ依リ所得税ヲ免除セラレタル所得ニ付テハ戰時利得税ヲ課セス

公共團體又ハ慈善其ノ他ノ公益事業ニ對シ爲シタル贈與ノ價額ハ利得金額ヨリ之ヲ控除ス

第九條　第三條第一項第三號ノ利得ニ付納税義務アル者又ハ第六條第一項但書ニ該當スル所得ヲ有スル者ハ毎年四月中ニ其ノ利得又ハ所得ノ種類及金額ヲ政府ニ申告スヘシ

納税義務者前條第二項ノ贈與ヲ爲シタルトキハ毎年四月中ニ其ノ金額ヲ政府ニ申告スヘシ

第十條　法人ノ利得金額ハ政府之ヲ調査決定シ個人ノ利得金額ハ所得税法第十一條ノ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定ス

第十一條　利得金額ノ決定ニ對シ審査ノ請求アリタルトキハ所得税法第三十七條ノ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府之ヲ決定ス

第十二條　利得金額ヲ隱蔽シテ逋税シタル者ハ其ノ逋税金高三倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首スル者ハ其ノ税金ヲ追徵シ其ノ罪ヲ問ハス

第十三條　利得ノ調査又ハ審査ニ干與スル者其ノ調査又ハ審査ニ關スル事項ヲ他ニ漏洩シタルトキハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者ハ其ノ職ヲ失フモノトス

第十四條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス

第十五條　所得税法第九條第二項、第十條、第二十九條乃至第三十一條、第三十四條乃至第三十六條第三十七條第四項第五項、第三十八條乃至第四十一條第四十二條第一項第三項及第四十三條ノ一乃至第四十五條ノ規定ハ戰時利得税ニ關シ之ヲ準用ス

第十六條　本法ニ於テ所得金額ト稱スルハ所得税法ニ依リ政府ノ決定シタル所得金額ヲ謂フ本法ニ於テ平時事業年度ト稱スルハ大正三年七月三十一日以前二年内ニ終了シタル各事業年度ヲ謂ヒ戰時事業年度ト稱スルハ大正七年一月一日以後ニ於テ終了スル各事業年度ヲ謂フ

附　則

本法ハ法人ニ付テハ大正七年一月一日ヲ含ム事業年度分ヨリ。個人ニ付テハ大正七年分ヨリ之ヲ適用ス

本法ハ法人ニ付テハ講和條約調印ノ日ノ屬スル年ノ末日ヲ含ム事業年度分限リ、個人ニ付テハ其ノ年分限リ之ヲ廢止ス

沖繩縣ニ於ケル法人ノ平時事業年度ノ所得金額及個人ノ大正二年以前二年ノ所得金額ハ當時ノ所得税法ニ依リ算出シタル金額トス

本法ハ小笠原島及伊豆七島ニ之ヲ施行セス

第二十三　郵便法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

郵便法中改正法律案

郵便法中左ノ通改正ス

第十八條中「金三錢」ヲ「金四錢」ニ「金一錢五厘」ヲ「金二錢」ニ改ム

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○國務大臣（勝田主計君）　議長。

○議長（大岡育造君）　勝田大藏大臣。

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣（勝田主計君）　唯今議題となつて居りまする所の増收に關係致しまする法案の大體の趣旨は既に私より一昨日皆樣に申上げて置きました次第で御座いまする、詳細なる說明は何れ委員會等に於て致したいと思ひます、どうか御審議の上、御協贊を與へられむことを偏に希望致します。

○議長（大岡育造君）　高木益太郎君。

○高木益太郎君　簡單でありますから、自席で御許しを願ひたうございます——政府に御尋致したいのは、第一は近世財政學者の議論の傾向は、出來得るだけ租税の種類を少くして、さうして人民の所得、若くは純益に向つて集中する、斯う云ふ主義に承つて居る、成るべく税の科目を少くすると云ふ學說を唱へる人が多いのみならず、實際先進國に於ては、著々之を實行して居る、現に我國に於ても、政治家中の最も尊敬すべき西園寺侯爵は、税は所得税の一に纏めたい斯う云ふことを屢々仰せになつて居ります、如何にも後進の者は、此方針に向つて進むのが適當であると信ずる、現に佛蘭西の如きは、戰爭中で其東北の部分は、獨逸に侵略せられて居るにも拘らず、尙ほ營業税を廢し、倉庫税を廢し、地租を廢し、一千九百十六年から、之を所得税に纏めると云ふやうな方針を實行して居る、果して然らば、我國の如きは戰爭の關係は非常に距離があつて、此間緩急の差は、非常に存する次第でありますから、我國は未だ此點に付て綽々たる餘地がある、例へば從前の税法を勵行したならば十分財源がある、尙ほ吾々の調査する所に依ると官有財産を整理しただけでも今回陸軍海軍の充實と云ふ事は、其大部分は出來るとの考である、然るに、今回提案せられた所を見ると「フエルト」「メリヤス」、淸涼飲料水、飴と云ふやうな、老人であるとか、婦人であるとか、子供であるとか云ふやうなものに、關係の深い寔に些々たるものに向つて、而も其金額を見ると、所得税なら一人の富豪に對して課してもそれだけの税が取れるものであるのに、寔に微々たる財源を造る爲めに、斯の如き社會の一番弱い者の階級、子供とか、老人とか婦人とか云ふやうな階級に向つて關係深き徵税をせらるゝと云ふことは、如何なる次第であるか、世界の方針は税の種類を少くすると云ふ方針に向つて居るのに、反對に斯う云ふ細かい税を拵へて、其徵税の手續は煩瑣であり、是が爲めに往々人權問題が起る處がある次第でありますから、吾々は床次君の御說に對して大藏大臣が、尙ほ妥協の餘地あるが如き御答辯があつた次第であるから、外の方へ持つて行つて適當なる財源を求めて、斯の如き微々たる税は課せぬことに御贊成を願ふことが出來るか出來ぬかと云ふことが、第一の質問である、第二の質問は、今回戰時利得税を御提案になりましたが、吾々の解する所に依ると、戰時利得税と云ふものは所謂成金税である、戰爭の爲めに偶然の利益を得たるものに向つて課すべきものである、一般の個人に向つて課すと云ふことは甚だ酷なりと考へて居る、所が今度の税の收入を見ると、大正七年に於て千六百萬圓内外、大正八年は三千萬圓内外の收入を得るが爲めに御提案になつたと云ふことでありますが是は個人に對して課せぬでも、此の第三條の第三にあります「船舶又ハ鑛業若クハ砂鑛業ニ關スル權利若ハ設備ノ賣却ニ因ル個人ノ利得」此外戰爭に直接影響のある商賣、或は染料、或は紡績、或は綿絲、或は鋼鐵、或は石炭、其の他軍需品に關係のある商賣だけを先づざつと調査致しましても、確に政府の要求する金額より——以上の增收が出來る計算を持つて居る、少くとも紡績業だけでも昨年度の收益を計算して見ると紡績一つの商賣で、本年政府が要求する千六百萬圓位の課税は出來るのである、さうすれば何も戰爭の爲めに偶然の利益を得たる者、所謂成金税の本質を超越して、一般の個人に向つて課税すると云ふことは、是れはもう少し切迫した場合の、第二第三の財源として留保すべきものであらうと思ふ、況や先頃の所得税査定の結果を見ると、大正六年の第三種個人所得税の査定の結果は、三千五百四十五萬七百六十七圓になつて居る、其の前年度の第三種の所得税は二千三百九十四萬圓、僅か一箇年の間に俄に飛んで、千二百萬圓から第三種の所得税だけでも餘計課税せられて居る、随分是れは堪へられぬ話であ

る中には恨を吞んで之れに服從して居る者があり、又は行政訴訟を起すと云ふことも、甚だ不面目であるから忍んで居る者が隨分あるのであります、此の個人の所得税を斯の如く徵收せらるゝのは、堪つたものではない、最早下級の當該官吏は此上長官から如何なる命令があつても、其の命令を奉ずることは出來ない、實際納税者の狀態を見て、此の上に徵税することは出來ないと云つて居る、如何にもさうであらうと考へる、甚だしきに至つては所得税の上に於いて、或る場所の如きは、二十割の增税をされ、或る場所の如きは十三割の增税をされて居る、一箇年に二十割の增税十三割の增税を、税率は同じことて税務官吏の査定如何に依つて斯樣に課せらるゝと云ふことは、如何にも迷惑なことゝ思ひます、それへ持つて行つて今度は戰爭に關係ある商賣のものなら特別であるが此の案を見ると、山林の所有者、農業家にも課税すると云ふのは、何の關係がありますか、一般の所得税と云ふものが既にあるので戰爭の爲めに偶然の利得をしない者にまで戰時利得税を課するのにどうも甚だ氣の毒に感ずるのであります、政府は斯う廣くなさらぬで、營業税法の如く、列擧主義を採つて何々〳〵の職業に對し戰爭の爲めに偶然の利益を得たものは是だけの税を課すと云ふ事で政府の得んとする財源は確にあると信ずるのでありますが、此點に於ける所の大藏大臣の明細なる御答辯を仰ぎたいと思ひます、第三に御尋ねして置きたい事は、所得税に付て、個人所得と、法人所得との差が餘りひどいのであります、聰明なる所の大藏大臣は夙に御承知の如く、毎日の新聞に誰々の富豪が、個人の所得では餘り税率が高いから會社組織に變へて、さうして脫税する爲めに自分の家の組織を變へると云ふことが、毎日記載されて居る、大藏省は何う心算になつて居るか、租税は公平均衡を取らなければならぬことは無論であるのに、或富豪だけは脫税をして、自分の所の番頭や手代を社員にし、或は親族を社員に加へて、さうして脫税をして居る、個人ならば八萬圓位納めたものが、會社組織にすれば二萬圓位で濟む、斯う云ふやうなことがあつた日にに、税法の惡い爲めに、眞面目に税を納めて居る者が馬鹿を見て、詐欺するものは却つて利益を得る、實に立憲政體の上にあるべからざる惡法である、然るに大藏大臣の提案を見ると、現に行はれて居る此弊害に就いて、何等指を染めて居らぬ、甚だ感服し兼ねるのでありますが、之に對しては弊害の事實を御認めになつて居られるのであるか、若し御認めになつたならば、どう云ふ工合にして直さうと云ふのであるか、最早所得税法の會社負擔率の規定をしてから、殆ど二十年に及んで居る、此の二十年間の實驗に於て、既に民間の者に於ては定論がある、又所謂社員二十一人以上たると否とに依つて、區別を立てる規定の如きも、苟も常識がある者は其法の不當なることを知つて居る、今日の時代に於て少しく生活の大きい人は、自分の一家内だけで以て、二十一人位の株主を拵へることは何でもない、それを拵へれば非常に輕い負擔をする、それを拵へなければ重い負擔をする、斯る不當の事は許すべき事ではない、幸に此處に所得税法の改正案が出た以上は、斯の如き不當な點に對しては、之を直すことが當然なる事柄と思ふのでありますが、或は會社の方が脫税が少ない、個人の方は脫税が多いと云ふやうな議論を言ふ者が有るやうでありますけれども、是はもう官僚風の形式論で、二三十年前は兎も角も、今日の會社の脫税の多いことは個人と違はない、「バランス」さへ合せれば税務官吏はそれを通過する、個人であればどうかと云ふと、假令損をしても、それを發表するのが苦しいからして、瘦我慢をして納税をして居る、或は税務官吏の苛斂誅求に依つて、止むを得ず其認定額の納税をして居る狀態である、故に個人と會社とに依つて、區別があると云ふことは過去の空論であります、然らば此點に對して、大藏大臣に如何なる御考を御持ちになつて居るか、之を伺つて置きたい、尙ほ伺つて置きたいのは少額所得者に對する免税點であります、今日米價の騰貴、其他一般物價の騰貴は、眞に吾々は深く考へなければならぬ次第である、隨つて此少額所得者に對する免税點をどの位にするか、之に對して矢張舊式の論で、何百圓以下と云ふ案が出て居りますが、等しく何百圓以下と云ふ者の中にも、獨身の者もあれば、或は妻帶者もある、或は澤山の子供を持つて居る者がある、吾々屢々豫算委員會に於て述べたるが如く、我民族發展の基礎は何であるかと云ふに、人口の增殖である、大和民族發展の基礎は人口の增殖である、故に總ての政策も亦此方面に向はなければならぬ、然らば此税の上に於ても少額所得者にして、所謂貧乏人の子澤山と云ふ者に對しては、相當なる寬典を與へなければ、政策が一貫しないと云ふことを屢々豫算委員會に於て述べて居る、然るに此度政府の提案に依ると、五人の子供があつても、六人子供があつても顧みない、唯だ金額を極めて、其家庭の狀況如何と云ふことは考へない、子供の數は戸籍さへ見れば屆出なき私生兒の外直ぐ明白である、又我帝國としては、祖先崇拜は國家の善美なる習慣として居る、即ち特に尊屬親を尊ぶ習慣がある、此忠孝の思想は建國の基礎である、此點から言へば兩親のある者に向つては、相當な免税をして然るべきである、然るに此點に於ては今度の案に考慮がない、是等に就て大藏大臣は唯だ金の點で以て極めて、如何なる煩累があるものであるか否やと云ふことを、見ないでやると云ふことはどうか、歐羅巴に於いては既に之れをやつて居るではないか、然るに我國は之を顧みぬと云ふことは何故であるか、是が大藏大臣に向つて御尋をする所の要點であります。

○議長(大岡育造君) 勝田大藏大臣。

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣(勝田主計君) 唯今高木君の御質問の第一の點は、課税の餘り煩雜に亘ると云ふことは宜しくないではないか、例へば、外國の例を見ても、或るものに集中をして之を課税すると云ふことをする然るに各種の色々なものに課税すると云ふやうな、第一方法が惡いではないかと云ふことであります、是は議論と致しましては、御尤な御議論であらうと思ふのであります、外國の例に見ましても、例へば英吉利の如きは、高木君の仰しやるやうな方法を採つて居る、所が又一面佛蘭西の如きは、稍々此税制が煩瑣に亘つて居ると云ふことであります、我國の如きは若し理想として言ひまするならば、左樣な事が出來ればさう致したいのでありまするが、兎に角申す迄もなく、我國の發展は最近に於きまして發展を來しました譯でありまして、從つて之に要する所の歲入と云ふものは、各種の方面に於て之を求めなければならぬと云ふやうな事實になつて居るので、それが爲めに今日の如くに、各種の税目を列べて之を徵税すると云ふやうな歷史的に來て居るのであります、然らば何か此處に特別のものを設けて、特に之に重課して、他のものを廢めて仕舞うと云ふやうなものがあるかと云ふと、中々今日はまだ〳〵さうは參りませぬので、是は理想として大に研究すべき一つの問題でありますが、我國現下の財政經濟の狀態に於て、直ちに高木君の仰しやるやう方法を採用することは出來ぬだらうと思ふのであります、次に官有財產の整理のことなども、其一つの方法として高木君が御述になりましたが、是は御承知の通りに政府に於ても考慮致して居りまするので、乃ち今回の豫算に於きまして、官有財產の調査費を若干要求致して居ります、此調査費を要求致しました所以は官有財產に付て如何なるものがあるかと云ふ事を能く調査し、並に之が利用管理の方法と云ふものを定めたいと云ふ事で、之を要求致して居るのでありまするからして此點に就きましては、或は高木君の御希望を充たすやうな事か將來生ずるであらうかとも思はれるのであります、尙本項に關しまして、高木君は飴の税であるとか、或は清涼飲料税であるとか「メリヤス」「フエルトン」税であるとか云ふやうなものゝ、極めて微細なる、而も此等は下層社會に影響を及ぼすべき所のものを玆に新に取ると云ふやうな事は、面白くないではないかと云ふやうな御尋もあつたやうに思ひまするが、此事に關しましては既に一昨日來私が屢々他の諸君方の御尋に對して申上げて居りまする如くに決して斯樣なる百萬圓内外の小税を、獨立したる税としてからに、之を漁つて歩くと云ふ所以ではないのでありまして、税の均衡を保つ爲に税の整理をする必要の爲めに、斯樣なるものに課税すると云ふ結果になつたのであります、それでありますからして、此點は高木君に於ても特に御諒承を願つて置きたいのであります、又或は飴の税、或は清涼飲料と云ふやうなものが、下層社會を寧ろ苦めるものではないかと云ふ御話もありまするが、今日需要の大勢から申しますると、或は清涼飲料に致しましても、或は飴に致しましても、寧ろ中流以上に於て之を用ゐらるゝやうな狀況になつて居ると、私共は認めて居るのであります、それで然らば下層社會に何等の影響がないかと云ふと、さうは行きませぬ、さう潔癖に行きませぬが、凡そ制度を定め物を按ずるに當りましては、大體達觀してやるより仕方がない、それ故に詰り左樣なる税を起したと云ふことでありますから、其點は左樣御承知を願ひたいと思ひます、それから第二の御尋が戰時利得税の事でありますが、戰時利得税を一般の所得を

標準として、法人なり、個人なり苟も戰時利得あるものには總て税を課する、斯樣な遣方にしたのはいかぬでないか、何々の業體に於て特に戰時利得があつたものに限つて課する、斯樣な組織にしなければ、いかぬでないかと云ふ御尋であります、是は一應御尤の御尋でありまして、外國の法令に見ましても色色ありますが例示してあるものもあります、又一般的に規定してあるものもあるのであります、併ながら私共の考へました事柄は、之を例示することになりますと、日本の如き法制國に於ては餘程六ケ敷い何が戰時の利得であるかと云ふ事柄を、一々事體に別つて詮議することは甚だ困難であります、それ故に此所得に於て戰時の影響を受けて、或る程度以上增して居るものは、是は戰時利得として課税する方が、寧ろ徵税上其他に付きまして、紛雜を避けて簡單でないか、獨逸邊りも矢張此方法を採つて居るやうであります、それ故に詰り是も達觀的の提案の如く致しました次第でございます、尚又外國の例其他の關係に付ての詳細なる事は、是は委員會に於ての問答の時に讓りたいと思ひます、尚此戰時利得税の事に付て、高木君の仰しやいました事の中に、徵税の方法の事に付て仰せられました、我國の國税の徵收、殊に此所得税等徵收の方法に付きましては、今日實は二樣の説があるのであります、高木君の仰せらるゝ如くに、如何にも政府が是等の税に付て、苛斂誅求をして居るが如くに言ふ人があります、又或一面に於きましては、政府の一體所得税營業税の取り方は頗る緩漫であつて、脫税をする者が幾らもあるのであるから、もう少しうんと力を入れてやれば增税等をやらなくても、二千萬圓や三千萬圓の金が出るでないかと、私共に來て仰せらるゝ方があります、確に左樣に兩極端な潮流があると思ひます、それで政府が今日やつて居りますことは、即ち是等の中間を採つて、餘り苛酷に流れず、又緩漫に失せず其程度宜しきを得て居ると私は思うて居るのであります、第三に所得税の事に付きまして、法人の所得に對する課税と、個人の所得に對する課税とが、權衡が取れない、それ故に個人は便宜なる場合には、或は株式會社等の組織に變へて脫税をすると云ふ傾きがあると云ふやうな御話でありました、此事に付きましては、議論と致しましては、程度論と致しましては、高木君の御議論と云ふものは、一概に排斥が出來ないと私は思ふのであります、即ち個人に對する所の税率と、法人に對する所の税率と、多少相近つかさせると云ふ事柄に付ては、研究の餘地は有るだらうと思ふのであります、併ながら之を今日特に此增税を致すと云ふやうな場合に於きまして、考へるだけのそれだけ其必要なる迫つた事柄であるかと云ふ、さうでも私はないやうに思ふのでありますので、此事は尚ほ高木君の御意思は排斥をせずして十分に政府も考究致して居るのでありまするからして、詳細なる事柄は矢張委員會等に於て、如何なる理由である、如何なる方法を執つて研究して居ると云ふやうなことを、能く申上げて見たいと思ふのであります、それから第四に少額所得者の免税の點と云ふやうな六ケ敷い辭でありましたが、是は高木君の仰せらるゝことも、强ち排斥は出來ないのでありまして、微細に涉れば微細に涉つて、色々遣方があるだらうと思ひます、併ながら是も税法を立てる場合に於きましては、餘り又微細に涉れば煩瑣に涉ると云ふことがありますので、今日所得税法に於きましても、單に何百圓以下を免税すると云ふことのみならず、千圓以下のものに付ては、特別控除金なるものを置きまして、特別の控除をして居る遣方を致して居ります、それで先づ今日の所は、政府は是等の點を以て丁度好い適度でないか、併し是が社會の狀況の進み方、或は財政上の必要、其他經濟上の要求等に依りまして將來に於きまして、どう變るか分りませぬが、今日の所では、既定の法制を以て滿足しなければならぬのではないか、斯樣に考へて居ります、併し是等の事柄は、要するに何れも議論を致せば相當に議論のあることでありまして、是れは委員會に於いて、尚ほ高木君の詳細なる御意見を承つて、相當な御答辯を致したいと思つて居ります。

○高木正年君　議長。

○議長(大岡育造君)　高木正年君。

〔高木正年君登壇〕

〔拍手起る〕

○高木正年君　私の質疑は極めて簡單であるのであります(「どうかさう願ひます」と呼ふ者あり)質疑の理由を明かにする爲めに、此壇を汚したのであります、暫く御清聽を願ひます、一昨日の大藏大臣の辯明に依りますると、今回の增税案は單に國家の收入を要求する許りでなく、税法の整理の上に於いても考慮して居ると云ふことを言はれたのであります、私は此の税法案の總てに涉つて、各税法毎に種々なる疑問を持つて居りますけれども、此の際極めて其の要を取つて、簡單に一つ政府の趣旨と、此の税法案に提出せられた理由、内容と違つて居る點を質して見たいと思ふのであります、政府は一面には增税をするが、他面には整理をする、それが故に廢税も爲せば減税を爲すのであると、私共の最も耳に新しく是れは聽いたのであります、ところが此税法の各法文を諸君は御讀みになつて御承知になつて居りませうけれども、若し税法の整理を爲すと云ふ事が主眼であるならば、何故新たに最も厭ふべき煩瑣なる手數を要するところの新税を起すと云ふことは一體どう云ふ譯でありますか、又税法の整理は單に負擔の公平を圖ると云ふ許りでなく、產業上の政策も伴ふて——税制が產業の奬勵をしないのは極つて居るけれども、產業の發達を阻害する點に於て留意をしなければならぬ筈であります、又是と同時に衞生上の問題も伴はねばならぬのであります、今度の税法の上に付て、最も不可解と感ずる一つ二つを申して見まするると、國家の收入を要求する點に於て「メリヤス」及「フエルト」の課税の如きは、七年度に於て僅に三十萬圓、平年に於て增加して漸く四十萬圓、若し之を税制整理を爲すと云ふ點から申せば斯かる物は却て課税してあつても、此際廢税をするのが宜しいのであります、殊に其内容に對しては如何でありますか、輸出業の妨害を爲す點に於ては金額は誠に少いか、其妨害する點に於ては、決して三十萬四十萬の增税と交換すべき程の——以上の損害を國家に與へるものと言はなければならぬ、尤も大藏大臣は下樣の事に御通じになつて居ると、私も懇意であるから、有體に申せば曾て承知を致して居つたのであります、然るに此税種の上で見ると、社會狀態は少しも御承知がない、「メリヤス」の中で所謂家內工業に屬するものが、半數以上は彼の靴足袋を編み手袋を編む者は皆是れ家內工業で一年の產額は僅かな金額にしか上つて居らないが、之を敢てするのは何であるかと云ふと年寄も子供もです、其他の家族も、時間の餘り卽ち晝間會社に出で、夜內職にすると云ふ最も時間を有益に利用し得る點に於ては有益の事業と言つても宜しいのである、斯る事業細かき事業を爲す家に就て、從來の例の上に依つても税務吏が押掛けて行つて一々帳簿を引繰返して、恰も檢事が家宅搜索をするやうにせられては、斯る良い事業も殆ど之を廢滅に歸せしむるものと言はなければならぬ、是は税法と最も忌べき事柄であるにも拘らず、殊に之を選んで課税を爲すと云ふ事柄は、如何なる點に税法の整理なるものが存して居りますか、吾々が今度の税法中不可解と稱する點は、卽ち此點であります、多く申上げたいけれども力めて省きますが序に織物の上に付て申して置きます、今度の税法を讀んで見ますと、絹綿交織が百分の五以上までに付て絹綿交織とし、從來通り百分の十の税とする、百分の五以內のものは、之を純絹織物と見做して絹織物の課税をする、所が此百分の五と百分の六との區別は、どうして御調べになるかと云ふ事を私は嘗て聽いて見ると、それは化學試驗をして見ますと言はれた、成程化學試驗宜しいでありませう近來此織物の發達は非常であつて、中々税務吏の見る位では此區別は付かぬのである、或は綿の入つて居る者は一寸分らぬかも知れない併ながら慣れて見れば分らないとは申さぬけれども百分の五と六との間には必ずや税務吏と實業者との間に爭の起るのは當然である、是が起つた時どうするかと云ふと化學試驗をする、一寸二寸の端切れを以て化學試驗をするならば、或は完全に行ひ得らるゝか知れませぬが、所謂一反を假りに百目として、一匁に付て十分多いか、五分多いとかは、一反に付て所謂百目の上に起つて來る數量であります、けれども一反の中の三分の一位を犧牲に供して化學試驗をしなければ、本當にはつきり實は數量が出て來ない、綿の量は幾ら、絹の量は幾ら、斯樣な煩瑣な手數を掛けて絹織物と絹綿交織物との區別を付けなければならぬと云ふことは、果して税法の上に吾々が善良の手段なりと認めることは出來ないのであります、世間も餘り氣が著いて居られぬ、政府は尙更御氣が御著きにならぬやうでありますが、昨今日本の蠶絲業貿易と云ふ上に於て、絹絲の貿易と云ふ上に付て、動もすれば米國市場に於て不安を感ぜざる能はざる傾向を折々耳にするのであります、此機會に於て內地に於ける所の絹織物の課税を增加すると云ふことは、確に內地使ひの絲の上に、價格の影響をしないとは是は言はれぬのであります、外に於て絹絲の貿易に不安を感ずる時に於て、國內の絹織物に課税をして、內地使

ひの絹絲の價格に影響をさせると云ふことは、單に織物の問題でない、日本の蠶絲業の上に付て、最も考慮すべき問題を惹起すものなりと私は斷言せざるを得ぬのであります、又唯今高木益太郎君は所得稅の事に付て云爲なさつた、序に私も申して此質問は止めます、所得稅に於ても五百圓以下を御削りになつたのは最も宜しい、善い改正と言はれるかも知れない、去りながら今日物價騰貴の場合に於て、所謂中以下の生活に屬する一箇月百圓位の俸給を取る人所謂勤勞所得の部に於て、千圓以下には大分割安であるが、千圓を超へると既に四十五と云ふ、從來の二十五に對する殆ど數割の是は增加になつて居る、左樣な事は今日の社會狀態を考慮する人に於て是認し得られざる事であるが、果して是が稅法の整理であるか、負擔の均衡を求むる一つの手段であるかと云ふことも、亦疑はざるを得ないのであります、要するに私の質疑は、大藏大臣の所謂稅法の整理の方針に付て疑を持つて居る、何うも今度の改正增稅案の上に付て斯樣な事は發見することは出來ない、一方に五百萬圓に垂んとする所の廢稅を爲すかと思ふと、一方には新たに平均四十萬に足らざる課稅を爲して、尙ほ之を以て稅法の整理なり、善良なる方法なりと仰せらるゝに對しては、私共が政府の意の在る所を解するに苦しむ、一昨日大藏大臣が言はれたことは、果して演說の體裁に言はれたことで、今日稅法に現はれた所に、毫も其痕迹なしと私は了解致しますが、果して左樣であるかと云ふことを私は御尋致します。

○議長（大岡育造君） 勝田大藏大臣。

［國務大臣勝田主計君登壇］

［拍手起る］

○國務大臣（勝田主計君） 唯今高木正年君より色々精しき御尋もありましたやうでありまするが、大體は既に申上げて置きました如き意味の事に付ての矢張御尋でござりまして、即ち一面に此增稅を致すと云ふやうな場合に、稅の整理をすると云ふ事は穩當な事ではないぢやないかと云ふやうな御話でありました、此事に付きましては屢々私は申して居りますから、此所に繰返しは致しませぬ、併ながら今回の增稅の仕方と申しますものは、大體に於きましては彈力のありまする所の所得稅と酒に付て其財源を求めると云ふのが、是が大體でありまするので、其他は詰り、程度論は別であります――程度論は別でありますが、兎に角今日まで色々研究された所の、出來得るだけの整理をしたいと云ふ意味を以て、詰り整理の意味を加へてやつた事であります、此の如き事柄は私共の考と致しては、茲に增稅をすると云ふやうな事があれば、苟も負擔の不均衡と云ふ事があれば、之を矯正して掛つて行くと云ふ事が、當り前の筋途であらうと云ふ考でやつて居りますので、此點に付て或は私共と議論が違ふかも知れませぬが、そこは議論の相違になる譯であります、それで高木君は特に此「メリヤス」「フエルト」或は織物稅等に付きまして色々精しい事を御述べになりましたが大體に於きまして、此「メリヤス」「フエルト」と云ふやうな、成程此の如き物に付きまして課稅を致して見ました所が、極少額なものでありまするが、併し織物稅と云ふものが此に在る以上は、是等に付て課稅すると云ふことは矢張負擔の均衡と云ふ上からして、大體に於て見なければならぬ事ぢやないかと思ふのであります、さうして此稅に付ての最も非難として聞えるもの、即ち當業者等が私共の處へ來て申述べますることは、高木君の仰せになる所の色々煩雜なる手續が之に加はりはしないか、大體「メリヤス」の如きものは、輸出が八分、內地消費は二分で、えらい事はないのである、併し此手續が詰り餘計掛ると云ふことになると、非常に迷惑をする者が起る、是がどうも其當業者等の愬ふる所の本當の事らしいのであります、此點に付きましては、十分手數の掛らぬやうに、簡略に致して行くと云ふことは是は又稅務當局としては大に努めさせなければならぬ事柄であるのでありまして、其點に付ては十分研究を致して居ります次第でございます、織物稅其他に付きましても色々御話がありましたが、何れも是等の事は色々各論になつて、細かい事になつて來ますから、どうか委員會も追付け開かれる事でありませうから、其際に於て精しく應答した方が、此處で簡單な事を申上げて引下ると云ふことよりは、其方が私は親切な遣方であらうと思ひますから、さう願ひたうございます。

○高木正年君 答辯は要領を得て居りますから、是で質問を止めます。

○議長（大岡育造君） 吉植庄一郎君。

［吉植庄一郎君登壇］

［拍手起る］

○吉植庄一郎君 此場合に政府當局者の御意見を伺つて見たい事があります、政府が今回提出になりました豫算並に此增稅案、それに總て關聯致しますから、左樣御承知を願ひます、戰時に際して對應する所の政府の政策は、豫算案並に增稅案に於て認められるのでありますが、此豫算の數字並に增稅案に現はれたるものだけであつては、窺ふことの出來ないものが二三點あるのであります、而して其事柄は極めて國家の重要なる問題であります、社會の深き處に根を持つて居る所の極めて緊切なる問題が殘つて居るやうに考へます、第一は物價の問題であります第二は勞働問題、此世界の大戰亂の影響を受けたる日本が、非常に困つて居る問題は物價の問題である同時に之に聯關して居るのが勞働の問題であると思ふ、是は直ちに或る形式に依つて要求されて出て來ないのでありますけれども、時々刻々に其根を深め其禍を大きく致しつゝあるのでありまして、是は今日に於て政府當局としては、之に對應する所の根柢ある政策の樹立が無ければならぬ筈であると本員は信ずるのであります、既に政府は此物價の昂騰の影響を受けて、社會政策の一端として一部の稅法の改廢を企てられた事と考へる、又豫算の上に於ても、下級官吏の生活の困難を救はんが爲めに、或る程度の一種の增俸も企てられたと思ふのである、是は原因何であるか物價の騰貴に依て生じたる社會上の缺陷、不幸と云ふものに對して緩和の政策が加味されたものに相違ない、併ながら是等の僅かな通行稅の改廢に依つて、一部の負擔を輕減する、僅に石油の消費稅を減じて、或は廢して其一部の負擔を輕減すると云ふが如き、極めて微溫的なる方法、若くは官吏の一部の增俸、而かも一時的である、增俸と言はずして一種の戰時手當と云ふやうな名義の下に增俸を企てる、極めて一時的のものである、斯の如き微溫的なる一時的なる方法に於て救はれると政府は認めて居るか、此物價騰貴の趨勢は一時に生じたる幻影であると御認めになつて居るか、極めて根柢ある物價騰貴の趨勢と御認めになつて居るのであるか、どちらであるか、現はれたものから見れば、是は一時的の幻影假想と御認めになつて居るやうにしか吾吾には認められないのである、現に如何でありますか、總ての物價は戰爭以來非常なる增率を以て騰貴しつゝあるのであります、成程船に對する調節の方法、船價若くば運賃と云ふものに對しての一時的の暴騰を防ぎ止めるだけのことは、政府は致したのであるけれども、是は一部である、最も社會上に見遁すべからざるものは食料の騰貴であります、國民の生活の必要品たる所の總ての衣食の原料の騰貴であります、之に對しては何等か適當なる方法が無ければならぬ筈であると思ふのである、之に對して政府は過去に於て如何なる施設をなされましたか、又將來に於て之を如何にせんとせらるゝのであるか、米價の如きは既に二十四圓――一石二十四圓の米價は普通に考へられた時代の米價の約一倍であります、八割乃至十割の騰貴である、此米價の騰貴は直ちに勞銀の騰貴を來すのである、物價騰貴の最も苦痛を與へる問題は是である、之に對して何も御說明もなければ、又法案に現はれたものも見えない、政府は之を考慮するに足らずと御認めになつて居るのであるか、大に考慮しなければならぬと思つて居るならば、之を如何にせんとなさるのでありますか、是は最も民生に重大なる關係を持つた問題であります、內閣の此時局の變態として生じたる物價に對する政策、是は決して輕々に付すべからざる問題でありますから、之に對する明白なる御說明を承りたいと思ふのであります、尙此問題に附加へて御尋を致して置きたいことは、惟ふに政府も物價騰貴は當然である、米價が二十四圓して居るのも少しも怪むに足らぬ是は慶ぶべきことであつて、決して憂ふべき事でないと云ふやうな、正しく御考は無からう、憂は矢張吾々と同じうせられて、斯の如き底止する所なき所の食料其他生活の必要品の騰貴と云ふことは、最も憂ふべきものであると云ふことに付ては、必ず見解を同じうせらるゝと思ふ、果して然らば――果して然らば此物價の而かも生活品の騰貴の原因、複雜で澤山になりますけれども、直接に政府の力を以て直ちに多少の緩和を爲し得るの方法があるのに、之を敢て努めないと云ふ形迹があるならば、政府は甚だ緩怠の責を免れぬと思ふ、物價調節の如きは、輕輕しく法律を以てし、若しくは人爲を以てすると云ふことは、大に考慮しなければならぬけれども、政府の當然持つて居る所の權能に依つて爲し得る方法があるのに、之を緩慢に付して居ると云ふならば、其緩怠の責任は問はなければならぬ、試みに鐵道で

ある、今日の米の騰貴、炭の騰貴、物資の騰貴と云ふものに、夥多の原因はありますけれども、我鐵道の輸送力が不十分である、一方に物資は山の如く積んである所があつても、一方には其物資は十分に廻送せられて居らぬ、貨物の停滯して居る爲めに、即ち輸送力の缺乏の爲めに、物價と云ふものが全國に統一を缺き、而して一方に於ては甚だ騰貴を來すと云ふ現象は、之は掩ふべからざる事實であります、此事に付て過日雪の爲めに生じたる災害、若くは昨年中の大風害の時分に生じたやうな天災は別問題としても平生に於て鐵道の輸送力の不完全、之に付て政府は最善を盡して居るとは吾々には認める譯には行かぬのである、而して此事は最も物價の問題に非常なる關係を持つて居り、決して是は暴利を取締する法律があるだけで以て、此物價の騰貴を止める譯には行きませぬ……

○議長（大岡育造君）　吉植君、此場合は關聯したる稅法に就て御質問を願ひたい。

○吉植庄一郎君　稅法もあります、稅法に是は聯關して居ります――此場合に於て鐵道の當局者は輸送力と云ふものに付て、如何に是から改善なさる積りであるか、十分の御答を得て置きたいと思ふ、それから農商務の當局者に付ては、市場法の制定、是等を如何にしたならば現在の如き狀態を改善して、今少し國民が賤い品物を使ふことの出來る――原料は賤いけれども、非常に中繼其他の複雜なる爲めに高い物になつて居る、さうして此物價の騰貴を愈々煽り立てゝ居ると云ふ事實は、見遁すことは出來ない是等は戰時に於て非常に物價が騰貴して來ると云ふ趨勢は避けられないと見たならば、政府當局は必ずや之に對して適當なる方法を執つて、成べく原產地に於て賣るだけの値より僅かの差金を以て購買するものが手に入ることの出來るやうにすることは、社會政策の上からどうしてもしなければならぬ問題であると思ふ、之に對して當局者は過去に於て如何なる施設をせられましたか、又將來に向つてどう云ふ施設を以て之に對せんとせらるゝのでありますか、之を伺ひたいと思ふのであります、第二に御尋致したい事は、昨年中我國に於て尤も公言することを敢て好まざる所の事柄が二つある、併しながら是はどうしても一國の政治の上から看過すべからざる重大な出來事なりと認める、どうしても之を議場に於て言はなければならぬ、其一つは何であるか、日本全國に於ける勞働階級の大「ストライキ」であります成程此問題は其地方々々に於てどうにか斯うにか解決せられて、昨年は濟んだのであります、併ながら全國に於て工場を有し、多數の職工を使つて居る處に、昨年中一種の「ストライキ」の起らざりし處は殆ど稀なりと私は見て居る、私は其事實を多く知つて居ります……

○議長（大岡育造君）　吉植君に重ねて御忠告を申します、今日唯今議題となつて居りますものは、增稅及減稅の案であります、昨日の如き場合に於て此御尋のあるは御尤かも知れませぬが、議場整理の爲めに更に御注意申上げます。

〔「言論尊重」「大にやるべし」と呼ふ者あり〕

○吉植庄一郎君　誠に公平なる議長の御注意でありますが、併し本議場に於ける此質問は、必ずしも法文の第何條の何項に限ると云ふが如き、此議場に於ける吾々議員の發言權は狹隘のものでなからうと思ひます。

〔「ひや〳〵」と呼ふ者あり〕

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　然らば更に申上げます、議院には別に質問の日が設けてあります、題の何たるを問はず御質問なさる、御演說をなさると云ふことは議場整理に妨があります。

○吉植庄一郎君　然らば議長が御差止になると云ふならば、私は之を止めて適當の日にやりますが、私の言ふことは皆關聯して參るのであります、殊更に論議する譯ではないのですが、議場整理に妨ありと云ふ議長の御認であるならば、此壇を降つて適當の時機に於て質問をするも妨ないのでありますが、どうですか。

○議長（大岡育造君）　此議場に上つて居る議題は一括して付せられて居りますから、此中の問題に就て御述べになるならば、無論御述べになるも御自由であります（「社會問題だ社會政策だ」と呼ふ者あり）此問題に就て社會政策を如何に講ずるかと云ふことを御述べになるなら宜しうございます。

○吉植庄一郎君　此中に無論關係するのであります今の農商務省の豫算にも關係があれば、それから增稅の問題には無論關係がある、殊に通行稅問題の如きは、社會政策が加味した所の政府の提案である、又教育の問題にも關係して居る、でありますから今日でなければならぬと私は申しませぬが、恐くは今日私の想像する所に於て、案件は數多くありましても、さう零碎なる問題に就て今日の質問はあるまいと思ふ、それで昨日と今日は――昨日と今日は政府の根本政策を說明するの時であると認めて居る（「然り」と呼ふ者あり）豫算案並に增稅案は本年の議會に於ける政府の根本問題である、此根本問題を御提案になつて居りますから、此日は餘り官僚式の解釋を執らないで（拍手起る「ひや〳〵」と呼ふ者あり）此政策の大體に就て質問するも敢て妨ないと思ひます（拍手起る「大にやるべし」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　然らば議長と見解が違ふのであります、議長は問題を出したる時分には、其問題に就ての討論を運ぶことを主として居るのであります、故に吉植君の議論を壓するでもなければ、止めるでもなければ、御降壇を促すのでもありませぬ此增稅案を主として御討論になりさへすれば、此の議場は十分に進むのであります。

○吉植庄一郎君　承知致しました、其方針で進むことに致します（「大にやるべし」と呼ふ者あり）昨年の各工場に起つた所の問題、是れは幸にして――幸にして多く成金會社、若くは軍需品を製造するが如き暴利を取つた諸會社、諸工場に起りましたからして、其資本主の利益の一部を提供したと云ふ事だけに依つて、圓滿なる段落が付いたのであります、併ながら昨年の各工場に起つたる「ストライキ」と云ふものが、多くは勞働者の勝利になり終つたと云ふことは、是は見遁すべかざる問題であります、此の問題に對して政府は如何なる監督の方法を取られたか、又將來――是は昨年限りに起つた所の事柄であつて、將來日本に於ける資本と勞働との衝突が、昨年切つた火蓋は愈々益々劇しくなると御認めになつて居るか居らぬか、之に對して政府は如何なる調査をし、調節をして行かんと欲するのであるか、此問題は社會問題として將來最大なる問題である、最も根柢の深い問題であるから、之に對しては政府は必ず適當なる御計畫が無ければならぬと思ひますから之に對する政府の御見込を伺つて置きたいのであります、もう一つ伺つて置きたいことは、昨年早稻田大學に非常なる「ストライキ」が起つた、學生の「ストライキ」が起つた（笑聲起る）諸君は御笑ひになりますけれども、併ながら……

○議長（大岡育造君）　吉植君に重ねて御注意申上げます（拍手起る）此議場に在る所の慣習及び（「惡例を貽す勿れ」と呼ふ者あり）規則は、自然の例をなすのであります、此意味を尊重して直接なる御質問だけに止めて戴きたい。

〔「惡例を貽す勿れ」と呼ふ者あり〕

○吉植庄一郎君　今ほんの二三言を言へば宜しい、是も不幸にして學生側の勝利になつた、此括りはさう云ふやうに思はれます、引續いて全國に此の種の學生の、及び學校の騷動と云ふものは澤山起つて居ります、起りつゝあります、之に對して政府は如何なる將來方法を執つて應ずるか、此三點に就て伺ひます（「答辯はないか」「惡例を貽してはいけない」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　是で質問の通告者は終りまして御座いますから、之を審議すべき委員の選擧に移ります。

〔「答辯はどうした」「答辯はない」と呼ふ者あり〕

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數は特に四十五名とし、議長に於て指名せられんことを望みます

〔「異議なし」「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ此委員は四十五名、議長より指名致します、日程の第二十五臨時國庫證券法中改正法律案。

第二十五　臨時國庫證券法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

臨時國庫證券法中改正法律案

第二條中「二億圓」ヲ「五億圓」ニ改ム

○議長（大岡育造君）　勝田大藏大臣。

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣（勝田主計君）　唯今議題となつて居ります案は、是も既に一昨日來度々申上げました通りに、爲替の調節並に軍需品代金の決濟の爲に、從來臨時國庫證券法と云ふものが御協贊を經て、二億圓を發行最高の限度と致して居りました、然るに二億圓悉く募集し切りましたからして、尙ほ三億圓の限

度を與へられんことを諸君の御協賛を願ふ次第であります、どうか御審議の上御協贊あらんことを希望致します。

○議長(大岡育造君)　本案には別に通告者はありませぬ、仍て日程第二十六に移ります。

第二十六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　本案は委員の數を九名とし、議長に於て指定せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

「「異議なし異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(大岡育造君)　御異議なければ岩崎君發議の如く決します――日程第二十七、貨幣法中改正法律案の第一讀會を開きます、勝田大藏大臣。

第二十七　貨幣法中改正法律案(政府提出)　第一讀會

貨幣法中改正法律案

(本案は本卷四〇頁貴族院の議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く)

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣(勝田主計君)　唯今議題になつて居ります所の貨幣法中改正法律案の大體の趣旨は、御承知の如く從來の我國の補助貨でありますが、是が少しく形が大きく御座いまして、携帶等に不便なと云ふ理由もありまするし、尚此時局の影響を受けまして銀價騰貴の爲めに、或は鑄潰しの虞れがありますので、之を改正致したいと云ふ事柄でありますので、是も詳細なる事柄は委員會で申上げたいと思ひますどうか御審議の上御協贊を願ひたいので御座います

○議長(大岡育造君)　是も別に質問の通告はありませぬ――日程第二十八に移ります。

第二十八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　本案も亦委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

「「異議なし異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に異議なきものと認めます、仍て其の如く決します――日程第二十九、戰時船舶管理令を議題と致します、田遞信大臣

第二十九　戰時船舶管理令(承諾ヲ求ムル件)

戰時船舶管理令

朕戰局ノ倍々擴大ナルニ伴ヒテ外ハ共同籌畫ノ便宜ヲ進メ内ハ産業運輸ノ調節ヲ圖ル爲船政ヲ統制スルノ極メテ緊急ナルヲ認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ戰時船舶管理令ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

大正六年九月二十八日

内閣總理大臣	伯爵寺内　正毅
内務大臣	男爵後藤　新平
海軍大臣	加藤友三郎
陸軍大臣	大島　健一
外務大臣	法學博士子爵本野　一郎
司法大臣	松室　致
文部大臣	岡田　良平
遞信大臣	男爵田　健治郎
農商務大臣	仲小路　廉
大藏大臣	勝田　主計

勅令第百七十一號

戰時船舶管理令

第一條　日本船舶ハ遞信大臣ノ許可アリタル場合ヲ除クノ外之ヲ日本船舶ヲ所有シ得サル者ニ讓渡シ、貸渡シ、擔保ニ供シ又ハ引渡スコトヲ得ス製造中ノ船舶ニ付亦同シ

第二條　遞信大臣ノ許可アリタル場合ヲ除クノ外日本船舶ヲ所有シ得サル者ノ注文ニ依リ船舶ヲ製造スルコトヲ得ス

第三條　日本船舶ハ政府ノ命令又ハ遞信大臣ノ許可アリタル場合ヲ除クノ外外國諸港間ノ航行ニノミ從事スルコトヲ得ス

第四條　遞信大臣ハ日本船舶ニ對シ外國ノ一港ヨリ外國ノ他ノ港ニ至ル旅客又ハ貨物ノ運送ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第五條　遞信大臣ハ日本船舶ニ對シ航路ヲ指定シテ航海ヲ命シ又ハ特定旅客若ハ貨物ノ運送ヲ命スルコトヲ得

第六條　遞信大臣ハ日本船舶ニ對シ運送賃ヲ制限スルコトヲ得

第七條　遞信大臣ハ相當ノ補償金額ヲ定メ日本船舶、造船所又ハ造船ニ要スル材料器具機械ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得製造中ノ船舶ニ付亦同シ

前項ノ場合ニ於テ遞信大臣ハ船舶又ハ造船所ト共ニ其ノ船員又操業者ヲ供用セシムルコトヲ得

遠洋航路補助法第十一條第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ補償金額ニ對シ不服アル者ニ付之ヲ準用ス

第八條　遞信大臣ハ遠洋航路補助法ニ依ル補助航海ニ使用スル船舶ノ資格ニ付別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第九條　遞信大臣ハ日本船舶ニ對シ船員ノ保護又ハ船舶ノ設備ニ關シ必要ト認ムル事項ヲ命スルコトヲ得

第十條　第一條乃至第三條ノ規定ニ違反シタル者第五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者又ハ第七條ノ規定ニ依ル收用使用者若ハ供用ヲ拒ミタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第十一條　第四條ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シタル者又ハ第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條　第六條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ運送賃ヲ收領シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ運送賃ノ制限ヲ超エタル部分ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價格ヲ追徵ス

第十三條　本令ニ依ル遞信大臣ノ職務ハ朝鮮、臺灣又ハ關東州ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣總督又ハ關東都督遞信大臣ノ監督ヲ承ケ之ヲ行フ

附　則

本令ハ大正六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ日本船舶ヲ所有シ得サル者ニ貸渡シ若ハ擔保ニ供スル日本船舶又ハ外國諸港間ノ航行ニノミ從事スル日本船舶ニ付テハ本令施行後遲滯ナク遞信大臣ノ許可ヲ申請スヘシ日本船舶ヲ所有シ得サル擔保ニ供スル製造中ノ船舶又ハ其ノ注文ニ依リ製造スル船舶ニ付亦同シ本令ハ講和條約調印ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

〔國務大臣男爵田健治郎君登壇〕

○國務大臣(男爵田健治郎君)　唯今議題になりました本令の制定の理由を大體申上げやうと存じます、御承知の如く歐羅巴の戰爭が勃發しました以來、世界海運の状況は異常の動搖を受けまして、何れの國も船舶の缺乏を愬へたので御座います、我が帝國に於ても、外としては聯合與國から段々需要の切なるものも御座います、之を内にしましては貿易交通の船舶の不足よりしまして、或は運賃、或は傭船料の非常なる暴騰を來したのでございます、それがために一面には海外貿易の大なる澁滯を招き、一面には物價の暴騰を促しまして、之が爲めに一般國民は其生業生活に向つて大なる打擊を受けたのでございます、仍て政府は是れ等の内外の必要に應ずる爲めに、此の管理令を制定しました、而して緊急勅令を以て發布の上、昨年の十月一日より實施を致した次第でございます、此の實施の結果としましては、外に對しては聯合與國に運輸の便宜を與へますし、内に於きましては幾分か運賃傭船料などの低落を促しまして、其上船腹の調節も幾らか便宜を得つつあるのでございます、尚政府は此點に向つては將來に於きましても、愼重なる注意を拂つて、是非共に十分の成績を收めたいと云ふことを深く期して居ります何卒愼重御討議の上、之に向つて承諾を與へられんことを切に希望致します。

○議長(大岡育造君)　高見之通君。

「高見之通君登壇」

○高見之通君　私は本案に就て其内容に立入ることは姑く之を後に讓ります、唯私は本案に就きまして憲法上の根據に就て特に政府の所見を質さんと欲するのであります、本案を政府が議會に提出して承諾を求められたと云ふことの精神に對しては、毫も異議はありませぬ、併し何が故に政府は戰時船舶管理令なるものを憲法第八條に依り發布せられたるかと云ふことに就て、多大の疑を持つて居るのであります、既に本令は其内容は勿論、其名稱に於ても戰時の名を冠せられて居るのみならず、其附則に依りましても、最後に「本令ハ講和條約調印ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ其効力ヲ失フ」とあるのを以つて見ましても、戰時に於ける特別の必要の爲めに發布せられたるものであるや明かであります、而も其

内容は日本帝國臣民の所有權に關する一大制限を以て骨子とし、唯だ其他のものは唯だ之に附隨する事項たるに過ぎないのであります、それ故に本案は憲法上立法事項に關するものであると云ふことの點に至つても、政府と本員との所見は毫も異る所はないのであります、既に其戰時なるに於て、又所有權の制限なるに於て、而してそれが立法事項と云ふことに於て、果して本法は憲法第八條第一項に據るべきものなるかと言ひますれば、吾人の信ずる所を以て見ますれば、寧ろ憲法第三十一條の規程に據るべきものかと思ひます、何となれば憲法第三十一條には「本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ　天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ」と書いてあります、同條の「大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ」とあるのは、戰時必要の場合に於ける所有權の制限其他の事項は　天皇の大權命令に由ることを得ることを規定してあるものでありまして、特に憲法第八條第一項に據る必要のないと云ふことを規定してあることは明かであると信じます、それでございますから、本令の如きは憲法第三十一條に據るべきものであつて、第八條第一項に據るべきものにあらずと信じます、從つて本令に依り發布せらるる場合には議會の承諾を求むることの必要のないと云ふことは明かであります、併ながら（「大學に行つてやり給へ」と呼ふ者あり）政府にして立法機關を尊重し、其協贊を求められんとするならば、法律案として提出せらるるのを要望するのでございます、吾々の問はんとするのは、何が故に三十一條に據らずして、憲法第八條に據つたのであるかと云ふ理由の點に關することでありまして、是は軈て本條の内容を審議する上に於ても重大なる關係があると信ずるからであります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　田遞信大臣。

〔國務大臣男爵田健治郎君登壇〕

○國務大臣（男爵田健治郎君）　唯今高見君の御質問は、憲法の解釋に渉りまして、事は頗る重大なる事でございまするが、吾々が見解を致して居る所は、高見君の御見解とは少し違つて、當然議會の事後承諾を求むべきものとして提出したのでございますから、吾々の所見を御答致すに止めます、此憲法の八條に依りまして、緊急勅令として事後承諾を求むると云ふことは、矢張憲法第一章の　天皇の大權の發動に依て此事が行はれるのでございます、而して高見君の御指しになりました憲法第三十一條、即ち是は第二章の臣民の權利義務の事を規定してあるものでございます、此臣民の權利義務の規定の爲めに、第一章に掲げてある所の　天皇の大權は戰時若くば事變のやうな場合に於ては、拘束せらるることはないものであると云ふ取除きを示したものであつて、第一章の　天皇の大權と云ふものに依て、第八條の事後承諾を求むることをするに及ばぬと云ふたものではないと私は解釋して居ります、もう一つ精しく言ふならば、第三十一條の場合に於て、緊急勅令を用ひることの出來ないやうな切迫な事がある、一時間の猶豫も置けないやうな切迫な場合に於ては、是は此第八條の適用をやることの出來ぬ場合があるかも知れませぬが、さう云ふ場合は別である、でありますから今日戰時船舶管理令を樞密顧問官の諸問を經て、而して取除の方法を行ふと云ふ如き場合に於ては、當然第八條に依つて事後承諾を求むべきものと解釋して居ります。

○議長（大岡育造君）　正木照藏君。

〔正木照藏君登壇〕

○正木照藏君　本案は我が海運業造船業は申すに及ばず、一般の經濟界にも大なる影響を及ぼし、又今尙及ぼしつつある所の重大なる事件でございますから、何れ詳細に亘りましては、委員會に於て篤と研究すべきものと信じて居ります、それに先だちまして、私は此大體の事に付て四五點御尋を致したい事がある、御斷り申し置きますが、此案は申す迄もなく、或は米國の鐵の輸出禁制を解除するの手段、又もう一つは遠洋航路補助法等にも關聯を致して居りまして、大分御尋する事が長くなるかも知れませぬから、どうぞ諸君に於ても其所は御勘辨下されまして、暫く御淸聽あらんことを希望致します（拍手起る）又もう一つ是は總理大臣に申し置きますでございますが、追々私の質疑が進行致しますに付きまして、頗る私は重大と信ずる點がございまするで、是非是は總理大臣から御答辯を戴きたいのでございますから、是もどうか暫く御辛抱あつて、御離席になるやうなことのないことを希望致して置きますでござります、昨年の特別議會に於きまして豫算委員——特別議會の豫算委員會第六分科會に於きまして、私は遞信大臣に對して船腹調節の事に付て色々の問答を致しましてございます、第一に當時新聞紙に傳ふるところに依れば、我與國より日本に對して商船の融通を求めたいと申す事が載つて居るが、果して事實でござるかと云ふことを御尋した所が、それは事實である、英吉利政府、米國政府からも參つて居る、斯う云ふことを承つた、それから次に私は追々戰爭が始まつて以來、海運界は非常に變動を來して我日本に於ても船腹調節と申すことは、由々しき大問題になつて居る、啻に貿易商が困つて居るのみならず、内地に於ても物價の騰貴の上に大なる影響を及ぼして居る、一例を申しますれば、平生日本の海運業者の運賃の標準と致します所の、門司から横濱に參りまする石炭の運賃は、戰爭の前には或は一噸に付き七八十錢から一圓、安い時は五十錢位に下つて居つた時があるものを、昨年の六七月頃になりますと、十圓にも近くなつて居る、十倍以上にもなつて居る、是は一例である、其他總ての運賃が其通りになつて居つて、吾々日本人の生活の上に大なる影響を及ぼして居る、最早是は日本の即ち船舶の整理の上に於て、見捨てることの出來ない場合ではありはせぬか、遞信大臣の之に對する御考は如何でござるかと云ふことを私は御尋ね致した、それに對して遞信大臣の御答は斯う云ふ要領である、各國に於ては成程船舶に關して色々な方法を講じて居る、或は外國に對して賣ることを禁じ、貸すことを禁じ、色色の方法を執つて居る、併ながら是は皆國家の生存問題である、國民の生活問題に因るのである、併し日本の國は狀態を異にして居る、今日の船腹の問題は貿易商等が八釜敷く云ふて居るに止まつて、全く經濟上から起つて來て居る問題で、國家の生存問題から來て居る問題ではない、故に船の輸出を禁じたならば、船舶業者、造船業者の利益を犧牲に供するやうになつて、甚だ宜しくない、殊に造船業の如きは折角發達しつつある所のものが、忽ち頓挫する、大に困る、又海外に傭はれて居る所の船の如きは、殆ど皆與國の爲に使はれて居るものである故に、之を取戻す時には忽ち與國に對して不便を與へ、其感情を害する、斯う云ふやうな譯である、日本の國の狀態は外の交戰國の狀態とは非常に違ふ之を内外兩方から觀ても、今日は他の交戰國に於て取扱を致して居るが如き方法を設ける時ではない、設けることが宜しくないと云ふ考であると斷然と明に——明白なることを私は承はつて居る、速記錄にも明かに書いてあるのみならず、此事は私のみならず、貴族院に於ても某議員の質問に對して御明答になつて居る答である（拍手起る）然るに何ぞや、議會閉會後未だ二十日か三十日も經たぬ中に、政府に於ては狼狽へて此管理令の調査に從事した、洵に恐入つた次第である、私共は斯う云ふ事をすることは必要とは感じて居るけれども、堂々たる國務大臣が議場に於てさう云ふ事をすることは國家の不利益である、すべき事ではないと明言されて居つて、其舌の根も乾かぬ中に忽ち之をやると云ふのは、甚だ解せぬ事である、私は國務大臣の答辯を敢て不誠實とは言はぬ、是には何か動機があるに違ひない、斯う云ふ事を是非しなければならぬと御考になつた動機があるに相違ないから、私は其動機を承はりたい、どう云ふことが動機になつて、僅に議會閉會後二十日か三十日か經たぬ中に、反覆手を反すが如き御舉動を執られたかと云ふことは、如何なる次第であるかそれを伺ひたい、もう一つ是と序でありますから承り置くことがある、其委員會の節に私が斯う云ふことを言ふた、追々歐羅巴方面に於ても、獨逸の潛航艇が橫暴を逞しう致しまして、我歐羅巴の命令船は既に八阪丸を擊たれ、又引續き宮崎丸を擊たれた、是は國家の爲めに大損害である、第一金の上から言ひましても、國家が之に對して數百萬圓の保險金を拂はなければならぬ、拂つた、此保險金を今取つても船が出來はしない、金が有つても今再び造ることの出來ない、國家の爲めの寶である、之を歐羅巴の危險界に曝し置くと云ふことは、大に考へなければならぬものであるのみならず、現に船の入用はないではないか、亞米利加邊りでは澤山船の入用があつて、頻りに船腹の缺乏を感じて居るのである、之を此方に御廻しになると云ふことは、政府は御考へにならぬかと云ふことを言つた所が、遞信大臣曰く、成程それも一つの方法か知らぬが、政府は未ださう云ふ考になつて居らぬ、やる積りはないと云ふことである、（「それは大隈内閣の時分だ」「默れ」と呼ふ者あり）然るに議會閉會後僅か三十日か二十日か經たぬ中に、直ぐに其通り御實行になつた、私に於ては私の申した事を御實行になるのは甚だ本懷である、併ながら國務大臣としての御答辯は、如何なる點まで

信頼して宜しいものであらうかと云ふことを私は疑ふ（拍手起る）是は私の後の心證の爲めに伺つて置きたい、如何なる理由があつて左樣な御答辯になつたのであるか、即ち之を變更された理由がいづれなければならぬが、如何なる理由が有つてさうなつたかと云ふことを伺つて置きたい、それから先刻御尋致した動機、動機に付ては斯う云ふことがある、是は當時米國に於て日本に對し製鐵の輸出を禁止された、其解決の一つの方法に運用する――活用する所の必要が有つてやつたものでないかと云ふやうな說もあつて、大分其時分の新聞等にも唱へられて居つたが、果して關係が有つたのでござるか如何である其解禁の一つの方法手段として、斯の如き管理令を必要とせられたのであるかどうであるか、果して然らば其關係如何、之を伺ひたい、遞信大臣が發表された所の、米國の此の鐵の解禁――鐵の解禁に付きましての顛末を談して見ると、十一月十七日遞信省から發表なされて、各新聞に傳へられて居つた所の即ち米鐵不調の顛末と云ふものを讀んで見ますと、洵に私は此交渉の迂濶と申すか、幼稚と申すか、實に語らない交渉をなされたものであると云ふことに一驚を喫して居る、第一どう云ふ事を提議されたかと申せば、第一の提議は斯うである、材料を六十萬噸供給して呉れるならば、二箇年間に總噸數百二十萬、即ち重量噸數を以て百八十萬を提供致しますから、どうぞ六十萬噸の材料供給が欲しい、亞米利加は何と答へたか、吾々は船を要する事が非常に急である、二箇年間なぞは迚も待つことは出來ない、そんな事は話になりませぬと答へた、極めて迂濶な話昨日望月君が御尋になつたやうでございまするが、[illegible]た利權の回狀を御らぬ事、是位甚しいことはなからうと思ふ、（拍手起る）差迫つて一艘半艘の船も必要であると云ふ場合に、二箇年掛つて拵へます、向ふから云ふとさう云ふ必要はございませぬ、今急でございます、斯う云ふ返事を受けて居る、其次にはどう云ふ交渉をされたかと云ふと、然らば昨年中即ち大正六年中に、重[illegible]十五萬噸を日本から提供するから、どうぞ是に對して米國から昨年中に材料十五萬噸、又來年即ち本年中に二十萬噸の供給を受けたい、是に依て日本が重量百三十五萬噸の船を建造して、其中七十五萬噸は、即ち本年一月より來年九月に至る迄漸次亞米利加にやる、殘り六十萬噸は、前の十五萬噸を提供した代りとして日本に於て使ふ、斯う言ふた、是も餘程緩漫な話、亞米利加答へて曰く、六年即ち昨年十一月から向ふ十箇月間に毎月重量十五萬噸宛、合計百萬噸の船が欲しいそれだけの船を供給して呉れるならば亞米利加に於ては既に日本と約束して居る所の材料四十萬噸を來年八月迄の間に輸出することを許す、八月以後になつては吾々船は一艘も要りませぬと言つて居る、八月以後になつたら船は一艘も要りませぬ、船は必要はございませぬと云ふことを言ふて居る、是も大なる違ひで、此方は十五萬噸、向ふは百萬噸、恰も縁日の品物を値切るやうで實は抱腹に堪へない、其次にはどう云ふことを提議した、今度は大正六年、即ち昨年中に重要十五萬噸を前の通りに提供する、それから當年一月、即ち一月より八月迄の間に、米國から貰つて來た所の材料で、船を造つて重量二十萬噸をやる、併せて三十五萬噸を提供致しませう、其代りに米國からは六年中――昨年中に約十五萬噸、又七年一月より二月迄に二萬五千噸、合計十七萬五千噸の材料が欲しい、斯う云ふ事を向ふに申遣はした其時分に懐算用は是で重量五十二萬五千噸を造つて其中から亞米利加に提供する二十萬噸を引去つて、殘り三十二萬五千噸が亞米利加に於て使用すると云ふ懐勘定である、斯う云ふことを遞信省は明言して居る亞米利加は之に對して如何なる答をした、十五萬噸宜しうございます、其通りで宜しい併ながら其提供される所の船は、船齡が七年未滿――製造後七箇年以內の若い船でなければならぬ、一番好い船でも十年未滿の船でなければならぬ、而もさう云ふ船に對しては、代價は一噸に付いて百七十弗より出すことは出來ない、新しく造る所の船でも二百弗である、斯う言つた日本に於ける其時の相場は如何であります、新らしく拵へれば千圓以上、古い船でも七百圓八百圓掛る、斯樣に若い所の船はもつと高かつた――斯う云ふことを言つて來て居るのみならず、それに對して向ふから供給する所の材料は、既に日本の人が約束をして居る所の品物の中で、或は米國の製造所に於て製造して、積出す港に著いて居るもの、又は是から積出さんとする所のものに付て、六年の即ち十一月中に二萬五千噸、十二月中に五萬噸七年八月中に十萬噸を提供する、是には遉かの遞信大臣も御呆れになつて斯う懸隔があつては到底話にならないと言つて、御打切りになつた、私共は政府の仕事は知りませぬけれども、商賣をしても左樣な馬鹿――馬鹿なと言つては甚だ失禮でありますが、迂濶の取引は致しませぬ、第一十五萬噸と云ふ船を幾らで提供する、幾らにして上げると云ふことを言はぬで置いて、左樣でございますかと驚いて破談する、誠に御殿樣――百萬石、二百萬石の大きな御殿樣と町人との掛合の如きものである、驚入つたことで、是が誰が掛合つたかと云ふと、一國の遞信大臣が本となつて、或は外務大臣も御取次になつたかと思ふ、外務省は船の事は御承知ないと云ふことは御尤、船の事は六け敷しいから御承知ないは御尤でありますが、誠に國として――日本の國としての掛合としては、大に威信を失ひ、笑草を撒いたのに止まると信ずる、尙それに付きまして、此管理令の關係がございますから御尋して置くことがある、抑々此重量十五萬噸を提供する此船は、何處でどうして拵へるか、政府の手には十五萬噸の船の無いことは分つて居る、何れ民間から之を引揚げなければならぬ如何なる方法を以てどうして引揚げるか、初めから亞米利加は日本に於けるやうな高い傭船料や、或は船の代價は拂はぬと云ふことは分つて居る、それに對して十五萬噸を提供すると云ふことは、如何なる方法を以てする心算であつたか、それが承りたい、何れ此通りに御申遣はされた以上は、御心算がなければならぬ、尙ほ進んで新造船の事等も承りたい、けれども是は最早過去つた事でありますから省いて置きます、唯た十五萬噸は如何にして提供するか、如何なる方法を以て提供される積りであるか、或は當時斯う云ふ說を爲して居つた者がある、遞信大臣が管理令の說明中に、營業航路の補助を維持すると云ふことが書いてある、其理由に就ては後に述べる或は斯の如き恩惠を受命會社に許して置いて、郵船會社、商船會社、東洋汽船會社等の受命會社に對して、此十五萬噸の提供を要求するのではないかと、斯う云ふ說を爲して居つた者がある、是は尤も實地に現はれぬ事でありますから、私は何とも茲に批評することは出來ぬが、或は遞信省に於てさう云ふ御考があつたのではないか、序に承りたい、次には此管理令發布以來の運輸方、其効果如何と云ふことに付て少しく御尋致したい、先刻遞信大臣が、多少傭船料或は船舶代價も下つたやうであると云ふ御說明であつた、或は其通りであるかも知れぬ、併ながらそれは此管理令の唯一の目的ではない、此冒頭にも何と書いてあるかと云へば、外は協同籌劃の便利を進め、內は產業運輸の調節を圖る爲め、此緊急勅令即ち緊急――急いで勅令を必要としたのであると明言されてある、此令發布以來、私の記憶する所に依りますれば、或る船が一二艘印度の方に、遞信省の口入で廻されたと云ふことを聞いて居りますけれども、其外は殆ど手續に對する――外國に對する船の賣買を禁じ、或は貸渡に付て色々行政上の煩雜なる手續が行はれて、多くの當業者を苦しめたと云ふの外、何等施設の見るべきものがない、近時門司から橫濱に來る石炭の運賃は幾ら下つても、矢張七八圓する、平常よりの十倍も上つて居る、鐵道滯貨の如き如何でございます、五六十萬噸の品物は矢張支へて居る、本來日本の運輸上の事は、御承知の通り島國でございますから、到底鐵道のみではいかぬ、是は海陸併せ待たなければ到底行けるものでない、然るに此管理令發布以來色々な手續に付て、或は鐵道院に承り、遞信省に承つたけれども、其海陸の聯絡――海陸相互に協力すると云ふことの事實は一切認めぬ、先づ鐵道に付て中村總裁に聽いた、大に荷物が支へて居ることは甚だ困るではないか、其原因は申すまでもなく、一は日本の海運が杜塞して居る爲である、之に付て鐵道院から茲に私は調を貰つて居りますが、明かに書いてあるから序に此所に申しますが、鐵道に於ては其主なる原因を擧ぐれば、「各種工業の勃興に伴ふ建築材料、原料品、製品等の輸送增加したること、次には聯合國行軍事品及雜貨類の輸送增加したること、其次には海運賃の暴騰と、沿岸航路に於ける船腹の不足とに依り、從來海運に依れる貨物の鐵道輸送に移れるもの少からざること海運貨物の鐵道に移れる事實に付いては、一々是が例示に遑なしと雖も、就中小樽、室蘭等より汽船にて本土に輸送せられたる北海道產麥、牧草、木材類の新たに靑函聯絡航路に移れるが如き、或は大連埠頭より船積にて神戶橫濱に輸入せられたる滿洲產大豆、豆粕等の關釜連絡航路に移れるが如き其著しきものである」是は申すまでもない話、誰が考へても分つて居る、是等は北海道に於て從來は澤山の船が參つて居つて、其船が參らぬやうになつたものだから、悉く荷物が鐵道に集り氣味になつて居る、殊に

鐵道の運賃は、今日は依然として元の通りであるが海運の運賃は五層倍、十層倍になつて居る、此運賃のみでも、鐵道に集つて來る、鐵道は如何にした所が俄に單線を複線にする譯にも行かぬ、又青森と函館の間の船を急に增すことも行かぬ、積替等にも幾多の手數が掛る、故にさう輸送力を增すことの出來るものでない、其根本を糺さずして、其儘に見て居ると云ふことは甚だ不親切でないか、之に對しては定めて遞信省に御掛合になつて、相當に海陸共に努力してやることの途を講ぜられたのであらうかと云ふ事を尋ねた所が、一切左樣な事はして居らぬ、斯樣な事は如何な事である、遞信省に參つて私がさう云ふ事を、言つた所が、遞信大臣曰く、俺の方には何處からもさう云ふことを言つて來ない、言つて來たら相談する積りであると云ふ御答である、是は私は嘯を言ふのでも何でもない、第一船舶管理令の中に評議員なるものがある、其評議員の中に鐵道の者は誰が居りますか、農商務省からも出て居りますが、鐵道から誰も出て居らぬ、是まで日本の國の運輸は海と陸と相俟つて行かねばならぬ、必要なる所の其產業運輸の調節を圖る爲めの此管理令は其評議員に鐵道から誰も出て居らぬと云ふことは驚くべき事である、海と陸と相俟つてやることは出來はしない、それで今鐵道に於て矢張五六十萬噸の荷物の滯貨を見て、東京に於ける物價の如きは、先刻吉植君でございましたか、誰方でございましたか、大に議論されましたが、其通り物價の高くなる一因は、運輸の不便なる爲めに高くなることは明なる次第、從前よりは運賃が十五倍二十倍で米でも石炭でも皆東京で出來はしない、皆外から持つて來る、高くなることは極つて居る、鐵道が獨り澤山の荷物を抱へて、色色改良の方針をやつた所が出來ないと云ふことは御尤な話で、私は鐵道の盡力を多とする――多とするけれども及ばぬことは出來ない、所謂不可能の事は出來ない、政府に於て何等の統一が付かぬから斯樣なことになるのである、船舶管理令を活用するとすれば、第一斯樣な點から大に救濟の途を講じなければならぬ、そこで私の問はんとするは、今の如く鐵道の滯貨が五十萬噸六十萬噸溜つて居つても、是は致方ないと、ぢつとして觀て居る御考であるかどうか、鐵道院總裁に御尋し、併せて遞信大臣に此事を御尋する、船舶管理令は斯樣な事に活用するものでないのであるかどうか、甚だ其意を得ぬ話で、何の爲めに緊急勅令を以て議會の開會を待たずしてやられたことか蹊張り分らぬ、其次には極めて重大なる本件に付て問題がある、此事に付ては私は總理大臣に篤と御聽取を願ひたい、船舶管理令は前申す如く當業者に對しては非常なる大事の關係の有るものである、當時我國の海運業は、殆ど兜町蠣殼町に於ける取引市場の如き形であつた、色々な成金も出ましたけれども、又損した者や得した者があつて、船を賣渡したり、買取つたり、貸したりすることが一種の投機の如き形になつて居る、之を制せんとするのが今日の此管理令である、其內容を少しく早く知ると知らぬと云ふことは、大なる影響を及ぼすものである、啻に形の上に於て影響を及ぼすのみならず、金錢上損するか得するかと云ふ所の、密接なる最も直接なる關係を及ぼすものである、爲めに其取扱は何所までも十分愼重になさなければならぬものであると云ふことを私は信ずる、然るに如何でござる、是れの發布以前に明かに漏れて居る、第一九月七日の新聞、東京日日新聞、此東京日日新聞には、此事に付て七箇條の條文となつて漏れて居る、骨子である――今の船舶管理令の骨子である、それがちやんと漏れて居る、人の話か或は噂かと云ふのと違つて第一條は何々、第二條は何々、第三條は何々、條項を列記して漏れて居る、私は內閣のことは知らぬけれども、或は閣議に掛けられた原案の如きものでないか、知らぬと申すものがあります（拍手起る）ちやんと漏れて居る、次には九月九日の神戶新日報に內田某が船主同盟會に報告して居る中に、是も殆ど條を擧げて大要を述べて居る、更に進んで九月二十一日の神戶又新日報には、今の此管理令は新聞に漏れて居る、新聞と僅かに違つて居る所は、第四條の第二項が一項だけ拔けて居る、其外一二字句の修正が違つて居るだけで、新聞の儘になつて居る（拍手起る）誰が漏したのである（「投機大臣顏色無し」と呼ふ者あり）洵に奇怪千萬なる話である、恐れ多くも　上御一人の御名を以て、樞密院に御諮詢になつて、發布される所の緊急勅令、而も憲法第八條に據て法律に代る所の緊急勅令、其結果は當業者の上に直接なる、大なる影響を及ぼす所の此勅令、それが九月二十八日の御發布前、即ち九月二十一日に此全文が漏れたと申すのは如何なる事である（拍手起る）是は總理大臣に御伺ひしたい、總理大臣は御承知がございますか（「威信を如何にする」と呼ふ者あり）斯樣な事は是は少くとも遞信大臣は無論、總理大臣、其他連署されたる所の各大臣の責任問題であると思ふ（拍手起る）速に罪を　闕下に待つべき所の大問題であると思ふ、而も其事有つて以來、今日に至るまで四箇月、未だ曾て政府に於て之に對して何等の處置を執られたと云ふことを承らぬ、本員の寡聞か知らぬけれども承らぬ、又御詮議を盡されたことも、官紀振肅を標榜される寺內總理大臣として之を如何に御認めになる（拍手起る）若し今後之と類似の重大なる法律、或は是れ以上の重要なる法律が此通り漏れて、是が蠣殼町或は兜町の相場に關係するものであつたら如何になさる（拍手起る）何處から漏れたか仕方がないと、晏然腰を掛けて御濟しになるか、私は初め又新日報の條文を見て、實は悚然として恐れた洵に不思議な事である、誰が漏したのであるか、之に付ては私は總理大臣の御意見を伺ひ、併せて內閣に於ては如何なる御詮議を爲されたものか、又今後爲さんとする、御考であるかと云ふことを承りたい（拍手起る）今一つ之に付て餘程不思議な事がある九月二十五日の報知新聞に斯う云ふことが載つて居る「遞信省の內田嘉吉は例の船舶管理令の內容が政友會の側から漏れたのであらうと思つて居るが、政友會の方では又內田も馬鹿な男だ寧そのこと私が船舶業者に漏らしたやうに思はれて困りますと云つた方が宜かつたであらうにと笑つて居る何方が何方であるか」斯う云ふ記事が出て居る此に至つて私は何とも評しやうがない、或は之に依つて見ると、先づ以て政友會諸君に內閣が示して、御意見を伺つたやうにも考へるけれども、眞逆左樣な事はあるまいと私は考へる（「そんな記事を捉へて何を言ふ」と呼ふ者あり）それから。

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○正木照藏君　遞信大臣が此管理令は非常に能く切れる所の刀である、拔かぬ太刀の功名と云ふことを心懸けて居ると云ふことを言はれたと云ふことも聞きました、續いてそれに依りますと、或人は斯の如く全文が漏れたのは、遞信大臣が此鞘の中には村正の刀――能く切れる村正の刀が這入つて居るから、拔いて見せてやつたのではないかと云ふ說を爲して居る者もある、若し果して然らば言語道斷な語である、官紀振肅の實孰れに在るや、私は誠意に解釋して全然左樣な事が有らう筈がないと思ふて居る、苟も堂々たる一國の大臣が、左樣な小策を弄すべき筈はないと考へる、是れは所謂齊東野人の語であると考へて居る、若し果して私の言ふ事實があつたならば、寺內大臣に於いては涙を揮つて馬謖を斬ると云ふ決斷が無ければならぬと思ふ、私は左樣に信ぜぬ、孰れ外より漏れたものと思ふ、恐くは其の筋へ御詮議あつて、政友會の爲めにも寃罪を雪がれると云ふことが當然と信ずる……（「何を言ふ」「馬鹿言ふな」「政友會とは何だ」「生意氣を言ふな」と呼ふ者あり議場騷然）次は此の管理令の中には遠洋航路の補助と……（「何を言ふ」「取消せ取消せ」「何の爲に傾聽して居る」「政友會が何か寃罪だ」「抗議を呈します」「報知新聞は何だ」と呼ふ者あり議場騷然）それは私が敢て自分の說を言ふのぢやない（「議長御許しになりませぬか、議長御許しになりませぬか」「えらさうな顏をして何だ」「懲罰に附せ」と呼ふ者あり議場騷然）取消すが――必要なれば此處で謹んで取消して置きます、取消すが必要なれば私は爰で政友會諸君に對して取消して置きます、是は私は枝葉の議論でありますから取消します。

○議長（大岡育造君）　明かに取消しになりましたか

○正木照藏君　左樣でございます、それから次は此管理令と遠洋航路の補助法とは大に關聯して、即ち遞信大臣も此船舶管理令の說明中に、遠洋航路補助法は之を維持すると云ふ所の必要を說かれて居つて其理由としては斯う云ふことを言はれて居る「現在の命令航路は平時船價の極めて低廉なるときの計算に基き成立したるものなるに依り恰も傭船料の最廉なるに當り、傭入を約したる船舶は依て生ずべき運賃も亦低廉なるを得るが如く他の自由航路に比すれば概ね半額以下の運賃に限定せられ是に依て貿易上現に公衆の享くる利益は實に鮮少に非ず今是を解除するは寧ろ受命會社に利益を與ふべきも公衆に損害を受くるものなるを以て海運政策上是を存續するは實に必要の措置たるに因るなり」是は甚だ驚き入つた理由、遠洋航路の補助は、或品物を、即ち運賃を非常に一方に於て安く下げさせて置いて、片一方に多くの補助を與へると申すものでないことは爰に私が說くまでもない話である、當時海運上の狀態は非常に變化しつゝある故に、前の內閣に於ては此遠洋

航路の補助を受命會社と共に契約するに方つて、議會に於ては四箇年間の期限を定めて置いたにも拘らず、之を二箇年に短縮して、其時局の變化如何を俟つことにして置いたんだ、其內時局は如何に變化致したかと申しますと、海運界は益々繁昌である、受命會社は孰れも非常なる多くの配當をして居る、最も航路補助と會社補助とは違ひますから、私は會社が繁昌であるから、必ず此航路が繁昌とは申しませぬけれども、全斑を見ても其一斑で推すことは難からぬ、各受命航路も大に好成績を收めつゝあると云ふことは分り切つた話である、然るに此契約を新たにするに方つて、尙從前通り補助金を與へることを必要なりとせられた理由は何處にあるか、是等の歐羅巴航路、亞米利加航路、南米航路等は夫だけの不足を補助せんければ、尙ほ成立ち得ぬ今日は狀態なるや如何であるかと云ふ事を承りたい、私が遞信大臣に逢て御尋した時に、遞信大臣曰く、今日は數字上の問題ではない、引合うか引合はないか調べて居らぬ、運賃を安くするのが必要であるから、今日は儲かるものを儲からぬやうにしてやつて居ると、斯う云ふ話であつたけれども、それは遠洋航路の補助を、全然取違へた御話であつた、私は其時には笑つて御別をした、然るに遞信大臣は其意思を實行されて、同年一月頃二箇年の契約をなされた、航路の補助は申すまでもなく國家に取ては必要なる航路であるけれども何分民間の自營に任せては成立つことは出來ない、其收支が償はない故に、其不足を補助して成立たゝすのが精神である、如何に航路が必要であると雖も、自立するものに對して、補助する精神でないことは分つて居る、又一旦補助して居つたものでも、既に成立すれば其補助を廢し、或は減ずると云ふことは從來執り來つて居る所の方針である、譬へば日本內地に於て小樽より神戸に行く所の東廻り航路の如き、長く補助して居る、又日本から最も必要なる孟買航路の如きもさうである、追々自立の域に至つたから、其補助を廢し、今日に立派に獨立を致して居る、必要航路として其他にも「カルカツタ」の如きもある、又巴奈馬航路の如きもある、國家に對して洵に必要であるけれども、孰れも獨立する事を得るから補助せずして濟んで居る、是は國の爲めに大なる仕合である、今の歐羅巴航路で御座いませうとも、亞米利加航路でございませうとも、若し果して既に成立の域に達し居るならば、其成立を奬勵すると云ふことは、當然なる話である、儲かるべき所に金を儲けさせぬやうにして、或は當り前の運賃を取らせずして、十分收入のあるものを殊更に其運賃を制限して置いて、片一方から國民の膏血を絞つた租税から是を補助すると云ふのは、甚だ間違つた事でありはしまいかと思ふ、私は其委しい數字に就て遞信省に示されんことを求めたけれども、遞信省は之に應じなかつた故に、委しいことは知りませぬけれども、遞信省に於ては此契約を新たにされるに付ては、遠洋航路補助法施行細則に依つて、受命會社から收支豫算を取り、一航海幾ら、一箇年幾らと云ふ收支豫算を御取りになつて、此收支豫算と申すものは、最近の成績に依て拵へるものである故に先づ正確に近いものである、此度の補助を繼續する如きも、即ち命令された時に付ても、此收支豫算を御採りになつたに違ひない、其成績が如何であるかと云ふことが承りたい、今日本の財政は增税までも必要とするやうな場合に當つて、此四五百萬圓の財源は其儘にして繼續すると云ふのは、整理にも節約にもなつて居らぬ、私は大藏大臣が是に同意を表せられたと云ふことは、不思議に感じて居る、大阪商船會社の如きは辭退しました、遠洋航路の亞米利加航路の補助を辭退したいと云ふことを願書を出した最早今日は補助を受けなくても、基礎は確定して獨りでやりますから、之を辭退したいと云ふ願書を出した、運賃等は決して上げませぬと云ふ願書迄出して居る、それにも拘らず、尙之を繼續された理由は如何であるか、其航路の收支計算はどうであるかと云ふ事が承りたい、何れ此上の詳細に付ては又管理令の委員會に於て御討究になることゝ考へますから此處には省きます、以上述べた如く遞信大臣より詳細なる御說明が承りたい(拍手起る)

○廣岡宇一郎君　私は唯今の質問者に對して質問が致したい、極く簡單でありますから此席より述べます、唯今正木君が質問を爲し居る事は、彼の報知新聞の記事を根據としたものであります、私共一體憲政會の機關新聞たる報知新聞の記事を信用する者でありませぬ、併ながら斯の如き揑造記事に依て、世人を誤らしむる虞があります、故に當時私より內田遞信次官に交涉して、其事實の有無を確めました所が、此の如く內田君より明言したことは無いと云ふ結果、內田君より報知新聞に交涉して唯今正木君の朗讀された記事は、四日に於て、報知新聞紙上に前記の記事は取消したのである、既に報知新聞それ自身が取消したにも拘らず、質問者は尙ほ此質問の主意を貫かんとするのであるかと云ふことを聽かんと欲するのである。

〔「取消すへし」「必要なし」と呼ぶ者あり發言する者多し〕

○議長(大岡育造君)　各自の私語は愼まれんことを希望します——正木君如何です。

○正木照藏君　新聞では取消したと云ふことは承知しませぬ、若し取消してあるならば私の言ふことは取消します。

○廣岡宇一郎君　然らば私は茲に報知新聞が、明らかに取消したと云ふことを責任を以て言明します、正木君は明かに取消すと云ふことを言明せられんことを希望します。

〔「言明した」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　廣岡君、今正木君は報知新聞に取消のあることを知らなんだ、若しさうなれば取消しますと斯う申しましたから、それで宜しくはありませぬか。

○廣岡宇一郎君　宜しうございます、以來愼むやうに。

〔國務大臣男爵田健治郎君登壇〕

○國務大臣(男爵田健治郎君)　正木君に御答致しますが、正木君の御質問は頗る多端に亘りまして、中には御質問の主旨を能く伺ひ兼ねる點もありましたが、私の聽いた限りに於て御答をしやうと思ひます昨年の特別議會の豫算委員會に於て、正木君の私に對する海運業に對する種々御尋がございました、夫に向つて私が御答した所は、是は其時の速記錄に載つて居りますから、一々そんな事は申上げんでも、多く御諒承のことであらう、元來其節正木君から此船舶の拂底、及び賃錢運賃などの暴騰に付て、政府は是に對して何か方法を設くるの意思があるや否やと云ふ御尋であつたのであります、其時に私は今日に於てまだ其時機に達しないと云ふ御答したのが大體の主意であります、此事勿論中々重大な事でありまして、私は現に一昨年の夏大隈內閣に於て、經濟調査會と云ふものを組織せられまして、私も其一人として交通の方の委員になつて、昨年の夏大分永い間總理大臣の官舍で此問題を研究したのであります此交通部の問題に第一出たのが即ち船腹調節と云ふ問題であります、此船腹調節の問題と云ふものが別れて、所謂外國へ船を貸すとか、賣るとか、若くは運賃の騰るのを如何にしたら制することが出來るか或は保險のこと、造船の事、凡そ海運に關する百般の事、有らゆる事が研究せられたのであります、是には前內閣の閣僚も、無論總理大臣は會長として、閣僚は副會長として、此席にも御列席になつて居る方は皆御承知のことであります、又委員も歷々たる方が、其交通部の委員に澤山御出になつた、吾々が其研究する時に、現に正木君が昨年豫算委員會に於て尋ねられた問題は、殘らず研究せられた問題であります、是は餘程細かく永い間研究せられた所が、其時の結論、其問題が如何なる所から出たかと云ふと斯う船が拂底では今後運賃が上つて困る、成る程其時には傭船料が二十圓と云ふ相場の出た時であります、夫は二十圓と云ふと、一寸平時に比べると十倍の運賃の相場の出た時である、是では困るから何とかしなくてはならぬではないかと云ふことを、生產業者若くは貿易業者と云ふやうな側から、色々意見が出たのであります、所が其討究の結果、今日はまだ其時機に達しないと云ふ論結になつたのでありますが、要するに此船を外國に賣るとか、貸すとかと云ふことを止める、制限する、若くは賃錢を制限すると云ふやうなことは、國民の財產權に向つて非常な牽束を加ゆるものである、即ち非常權であるから、國家の生存、國民の生活上、捨てゝ置かれぬ場合が來たならば、是は如何なる非常權も振はざるを得ぬであらうけれども、今日此經濟狀態の利害得失を見る場合には、斯かる非常權を振つて而して國民の財產權を拘束するとか、或は犧牲にするとか云ふことは、まだ其時機に達しないものであると云ふ論結になつた、其論結が總會に出まして、總會は即ち御承知の通り大隈首相が會長とせられまして、私は其交通部の主任として、其交通部の結論を報告致したのであります、其報告に向つて一人の異論者も無い、即ち經濟會全會一致の決議で通つたのであります、其經過が改まるや否やと云ふのが問題なのである、詰り昨年の四五月頃に至つて、又一昨年の四五月頃の狀況が現れて參つたのであります、丁度昨年の特別議會の開けた時分には、まだそれより少しく

論つて居りましたけれども、前の經濟會の決議を引繰返してやる程の、まだ程度でないと吾々は認めて居つたのでありますから、丁度七月八月、八月の末九月と云ふ頃が極點に急に暴騰したのであります、是は物價表を數字で現して見ると云ふと明かに分つて居るのでありますが、七八月の經過に於て最早所謂國家の生存或は國民の生活に於て、非常なる何とか處置を付けなくてはならぬと云ふ時期が到達したと云ふことになるのでありますから、私の昨年御答したのは、まだ前內閣の時に決議された所の輿論の決議を、變更する時期に達して居らなかつたと云ふ時期であつたと御承知を願ひたい、それから亞米利加の鐵の事と、管理令との關係は如何と云ふ御尋の點が一つある、其亞米利加の鐵の禁止が出た爲めに、管理令を拵へたかの如きやうな御解釋でもあるやうな御口氣にも見えますが、決してさう云ふやうな譯ではないのであります、私は亞米利加の鐵の事が管理令に毛頭關係が無いとは申しませぬと同時に亞米利加の鐵の問題は管理令に關係はあるにしてもそれは一部に過ぎないと云ふ程度であると云ふことを申して置きます、と云ふものは此管理令の制定は外國との關係も多く御座いました、其外國と云ふのは亞米利加の鐵ばかりでもないので、他の聯合國との關係も澤山あるのであります、而して又內國との關係も、最も多い一部分であつたのであります、其點に付ては吾々は實際を申上げると云ふと、內國だけの事に付て、內國でも海外貿易が多く御座いますから、內國人が海外で商賣をし、貿易をする上に付て、斯くどうも船腹が不足になつた時は、もう商業は破滅である、斯く運賃が昂る時には貿易が破滅であると云ふ事は、私は之を形容して、管理令の發布前には、吾々は生產業者貿易業者の爲めに、每日包圍攻擊を受けて居つたのであると云ふ事を、現に形容して申したのであります、管理令を發布すると云ふと、今度は船舶業者の爲めに包圍攻擊を受けたと變つて來た詰りさう云ふ事情がございましたが故に此管理令の必要を感じたと云ふ事は、諸種の關係があると云ふ事を申上げるのでありますが詰り亞米利加の鐵の問題が如何に關係があるかと云ふならば亞米利加の鐵の問題が若しも起らずして、即ち自由に亞米利加から鐵が輸入したならば、此船を賣るとか貸すとかと云ふ事に就ても、幾らか寬容なる手段に出ても宜かつたかも知れませぬ、何となれば兎に角亞米利加から鐵がどん／＼入ると云ふ事になれば我造船業は餘程發達して居るので御座いますから後から新い船がどん／＼出來れば、多少船を餘所へ讓つたり何かしても、日本に必要な船だけは後から出來ると云ふ望が有るのでありまするけれども、亞米利加から鐵の入らないと云ふ事になつた曉には、有る所の船をどん／＼人に賣つたり貸したりするやうな事が出來ましては、それこそ日本に船の饑饉が起ると云ふ處が目前に現はれて來る事は、是は數字の明かに示す所でありまするが故に、亞米利加から鐵の入る見込がないと云ふことを知る以上、賣ることを餘程取締らなくてはならぬ、貸すことも亦取締をしなくてはならぬと云ふことが、玆に起る理由であります、是等の點から亞米利加の鐵問題が管理令に關係があると云へば、夫等の點から起るのであります、それから此亞米利加との交涉に就て色々御批評があつた、素人だとか、無才無能だとか、御批評がありましたが、私はそんな御批評に對して、一々御答する餘地は持ちませぬから、是は御答致しませぬ（正木照藏君「十五萬噸の點を御答を願ひます」と呼ふ）詰り十五萬噸と仰しやるのは、惟ふに日本から船を貰ひたいと亞米利加から言つた時に、十五萬噸までは渡さうと言つた、それを如何にして渡すかと云ふ事であらうと存じます、此點は無論愈々熟談があつたならば、渡すことに就て私は成算を持つて居ります（「承りませう」と呼ふ者あり）それで此評に對して如何にして渡すとか云ふやうな事を、今日もう問題が濟んで了つた時に、其政策などを此處で御答する筋のものでないと思ふ、唯だ私が一言云ふて置かなければならぬのは、其事を此頃航路補助の問題が後で極つたものを援引して、三會社に持つて行つて船路補助を繼續してやると云ふことを暗示して、さうして船を出させるやうな、遞信大臣は考を持つて居りはしないかと云ふやうな御言葉があるやうに聞えましたが、間違つて居つたら無論宜う御座いますが、若しさう云ふやうな疑惑を挾んで御座ると云ふと、是は一言しなければならぬ、是は怪しからぬ話である、怪しからぬ話と云ふものは、此航路補助問題と云ふ事と、此十五萬噸を其時に出すと云ふ事は餘程問題が違ふ、而已ならず現に航路補助の事を三會社に言ふたのは、そんな問題より後の事である、でありますから、こんな事に何等關係のない問題である、又航路補助を續けてやらうからと云つて、有難味を著せるやうな航路補助の問題でなく、寧ろ三大會社は、義務として航路補助を繼續することを受けたと云ふても宜しい狀態でありますから、決して恩惠を施したなどゝ云ふ次第でないことは、是は正木さんには御分りのありさうなものだと思ひます（「其通り」と呼ふ者あり）それから次に管理令の効果如何と云ふ御尋で御座いましたが、此事は唯今先づざつと本案に就て說明申上げて置いた通りでありまするが、之に就て尙御尋でありますから申上げます、是は私は聯合與國へ對しても、此管理令の處分として、船を十三萬噸以上の讓渡を許可し、又十四萬噸以上の聯合國の傭入と云ふことを許可したと云ふことは、即ち聯合與國に對して、我國が相當の航運上に對して、援助を與へて居るものだと云ふことを明言するを憚からぬ積りであります、而して又內國の事に就ては、嚮にも申上げた通り、非常な船腹拂底と云ふことが、甚しき訴を私は受けて居るから其訴は管理令施行後に於ては、所謂包圍攻擊が變つた、即ち船腹の不足、運賃の暴騰の爲に吾々が日々數人若くは十數人の人に包圍攻擊で迫られて居つたものが、ぴたつと來ぬやうになつて、今度船舶主の方から斯う云ふ事をしてはどうも備がなくなります、吾々は困ります、困難に陷りますと云ふ方面に變つた事を以て見ても、明かに如何程功を奏しつゝあるかと云ふことを認め得るゝのでありますが之を實質的に形容しまするならば、丁度橫濱と門司との石炭の運賃が、十一圓なにがしまでに騰つたものが、今では先づ七圓から八圓そこ／＼になつて居る、而して遠洋航路の船が、一番高値は四十七圓まで騰つたものが、今では先づ三十圓から三十二三圓に下つて居る、近海の方は三十五圓位まで騰つて居つたものが、今では先づ二十圓から二十二三圓に下つて居る、約三分の一下つて居る、即ち三割三分程のものが下つて居るのであります、で之を又世界的に言うたらばまだ高いと言ひます、高いと言ひまするが、兎にも角にも管理令發布の時に於ては、どこまで行くか分らぬ、詰り四十七圓だとか、四十五圓だとか云ふものは、平時の値段にすれば二十二三圓位のものであります、今下つたと雖も尙十五倍——三十圓と假りに見るならば、遠洋航路の船が十五倍の價を有つて居るものでありますから、尙高う騰ることは確かである、あるけれども、今申すやうに一時の一番高い時の値段に比するならば、三割三分程のものが平均に下つて居ると云ふことは、確かに管理令の効果が現はれたと云ふことを申し得るであらうと思ひます、而して船の方に付ても一時滯貨が不足の爲めに、彼方に停滯する、此方に停滯すると云ふ譯で、海外輸出の貨物は非常な停滯を訴へて居りましたが、それが近頃管理令施行以來、段々亞米利加航路若くは印度航路などに向つて、餘程船腹を廻すことを勸告し、勸誘して見ますると、今日では或はさう云ふ所に向つては最早船腹が些と餘りはせぬかなどゝ云ふ說さへも、往々聞くのであります、荷物の足らぬ所が印度航路に或は出來て居ると云ふやうな有樣を示ります、で兎にも角にも此荷物の消長などと云ふことは、大抵一律には參らぬものでありますから、或は場合に依つては貿易の模樣で非常に忙しい時もあり、忙しくない時もありませうが、要するに種々に此貿易業者、生產業者などから東京などでも、現に玩具の出るのは一時百萬圓位出たものが、今年は五百萬圓位のものを生產して居る、其生產者は何人かと云へば、裏長屋に住つて居る所の十萬人の家族的職工である、是は船貨が暴騰し、船腹が不足の爲めに此玩具が出ぬやうになる時には、十萬人のものが其職を失ふ、之をどうして與れると云ふまで吾々は悲慘なる訴を承つて居るのでありますが、先づ兎にも角にも是等に付てはさう云ふ訴は段々少なくなつた、併し決して之を以て滿足とは申されませぬ、又社會には之に向つて不足を訴へる者がありませうが、一時昨年の管理令發布前の頃に比べたならば、今日は餘程緩和されて居ると云ふことは申し得るのであります、次に鐵の滯貨等の御尋で御座いましたが、是は先刻の正木君が仰しやつた通り私が正木君に曾て御答をした事と同じ事で、まだ此問題に付て問題を提起されて居りませぬから、私は鐵の滯貨如何に付て御答をすると云ふことは御免を蒙つて置きませう、それから次に此管理令が漏れたと云ふことも、まあ大層な御叱りでありました、是は吾々も驚きました是は吾々初め東京日日新聞に出た時にも餘程驚いて、種々取調もして見ましたが何分にも分らぬ、如何にして出たかと云ふことが分らぬ、其後神戸の新聞にも出て居ると云ふことで、

又從つて呉れた人もありまして見ました所が、如何も原案らしいものである、違はぬものである、尙證いたのでありますが、是は如何にも漏れましたが、甚だ此點に付て吾々は斯く及ぶだけの注意をして、斯う云ふ大切なものが萬一にも漏れては相成らぬと云ふことを前以て注意をして、ちつと蒟蒻版を摺るのにも非常なる監督も附け、非常なる注意を拂つて居つたんであります、如何にせんどう云ふ次第でありましたか漏れました、是は甚だ遺憾の次第で御座いますが、是がどう云ふ手筋で漏れたかと云ふやうなことが、若しも證明されるやうな場合が出來て、是が官吏であると云ふことでありましたならば、無論之に付て相當嚴重な處置を施すべきは勿論でありますが、奈何にせん今日如何にして漏れたかと云ふことを證明することが出來ませぬのであります（笑聲起る「誰か責任を負ふか」と呼ふ者あり）それから最後に御尋になつたのは、遠洋航路補助の繼續の關係を御尋になりました、で此事は頗る複雜な事でありまするから、詳しい事は何れ委員會か何かの場合に於て詳細申述べやうと思ひますが、併ながら大體だけは此處で御答をして置く必要があらうと思ひますから、極めて大要の事だけを申上げて置きます此遠洋航路補助は帝國議會に於て四年の繼續事業として協贊を經られ、而して前內閣が之を當業會社に命令する場合に於きまして、偶々戰時中であるから如何なる變態に因て變へなくてはならぬと云ふ譯で二年の――四年を半分にして二年だけのものに變つたのであります、此變つた時の事なども遞信省には皆書類がありますから、能く判明して居りまするが是は詰り言へば尙此儘繼續する必要があるから、一時局面を改めなければならぬと云ふ必要が生じて來るかも知れぬと云ふことで、二年にしてあつたのであります、所が段々其後の經過を見ると云ふと、當時改めにやならぬやうなことが出て來るか、尙繼續するの必要が強くなるかと云ふ點に於て、事實尙ほ繼續せにやならぬ必要が強くなつたと云ふことになつて居るのであります、此點に就ては詳しく申述べれば非常に冗長になるでございませうが、要するに是は主として海外貿易の事でありまするが、吾々は此外國貿易に付ての船腹と云ふ事に付、又船の運賃と云ふ事に付て、非常なる要求を受けて居るので、是はなか／＼澤山な例がございますが、もう諸方の生產業者、或は貿易業者、或は商業會議所、或は遠い所では亞米利加布哇あたりからも澤山な書面などが參りましたが、此海外貿易の船腹が足らぬと云ふこと丶、而して船腹があつても、船賃が餘りに暴騰しては、貿易は全く閉塞されると云ふことに付ては各種の方面から參つて居る、其ものに就て一々調べをして見ますると、成程此戰時事業と言はれるやうな品物でありまするど、運賃の高下などは左程の苦にはしない、さう云ふやうな工業者などは、例へて見れば銅であるとか、鐵砲彈を造ると云ふやうな類のやうなものでありますれば、軍需品のやうなものでありまするど、非常に儲けが多いのですから、運賃の上つたり下つたりする位のことは、餘り苦にしない、船腹さへあれば宜しいと言つて居りますが、從來我國に於て重要物產と稱せられ、永年亞米利加なり其他の所に出されて居る物資に至りては、決してさうでない、詰り船賃の上り下りが、殆ど其品物が出るか出ないかと云ふ境になると云ふ關係があるのであります、從來の重要物產と云ふものは、大抵皆それでありますが、例へて見れば生絲などは、近頃のやうに騰貴すれば別でありますが、生絲も其中に算することが出來ます、就中茶とか、紀州の蜜柑とか、落花生とか、名古屋邊の陶物とか、今申す玩具とか、雜貨と云ふやうな類は、運賃が上がると出なくなる（「分りました」と呼ふ者あり）故にどうしても安い運賃で行かなければならぬのですが、今日は到底此命令航路船だけでは足りませぬから、各社共に自由定期船を出し、又其上に臨時船を出して居る、船の運賃が三倍になつて居ります、命令航路船は非常に安い、一寸茶で例を擧げれば、命令航路は一噸十三圓の運賃で運び、自由航路の定期船は六十圓で運んで居る、それから臨時船は百圓位になつて居ると云ふやうに、三段にもなつて居る、所が其自由航路或は臨時船の方では、非常に高くなりますが幸ひ命令航路がありまするが故に、此命令航路の船と歩合せをして見ると、比較的安いものになる、茶の如きは自由定期の方では六十圓拂はなければならぬのか、此命令航路船の十三圓と平均したより安い所の率、即ち十八弗、三十六圓になつて居ります、三十六圓で運ばれると云ふことは、此茶の五萬噸程の重要物產が滯りなく亞米利加へ行く證據である、若し之を命令航路にしないならば、殘らず六十圓になります、さうなつて來たならば、日本から出る五萬噸の茶に付ても、運賃を三百萬圓も餘計に拂はなければならぬことになる、さう云ふことは比々皆然りでありまするが故に、今僅か亞米利加航路は六十萬圓、殘らず上げても五百萬圓足らずでありますがそれ等の爲めに、日本から出る重要物產の何千若くは何億と云ふ高に上るべき輸出品に向つて重大なる打擊を與へても、是等の金を出さぬやうにするのが良いか惡いかと云ふ問題になる、私共は是はどうしても、議會の協贊を經た通り、四年間遣るが當然であると見たのでありますからして、之に對して御意見の違ふのは已むを得ませぬが、吾々は今日に當りては、多々益々命令航路は繼續すべきものであると見まして、豫て議會の協贊して下すつた通りを實行したと云ふ次第でありますから、それだけ申して置きます。

○正木照藏君　唯今遞信大臣より私の質問に對して御答辯を承りましたが、其中漏洩事件は未だ管理令が出ない前に漏れたと云ふことに付ては、遞信大臣も同じく驚きなされたと云ふ言葉である、併し是は何處から漏れたか分らぬ、分らなければそれで宜しいと言つて抛つて置くか、是は總理大臣に御尋ねしたい是は誰の責任であるか、此責任をどうするか、總理大臣は發布前に是が漏れたと云ふことをどうなさるのである、責任者は誰であるかと云ふことを總理大臣から承りたい。

〔國務大臣伯爵寺內正毅君登壇〕

○國務大臣（伯爵寺內正毅君）　唯今の正木君の御尋に對して私より御返答致します固より公文の漏洩と云ふ事は、若し官吏の扱ふ場合、漏らすと云ふことは官紀に背く譯で、さう云ふ事があると是が明になれば、無論相當の處分をすべきものである、又其他の方面に於ても、之を扱ふ上に於て漏らしたと云ふ事があれば、何人と雖も其責任を取らなければならぬ、其責罰を受けなければならぬ、是は當然である併ながら政府は今に其調査はして居りますが、此當時に漏らした者は今に分りませぬ、分らぬ故に今何たる處分の執り方もないのであります、恰も自分の家に泥棒が入つて分らぬ時に、其主人を罰する譯にはいかない、斯う云ふ譯であります、今後に於て若し其證跡があれば、其時は處分を怠らぬ積りであります。

○議長（大岡育造君）　北井波治目君。

〔北井波治目君登壇〕

○北井波治目君　管理令に就きまして、本員も二三の御尋を遞信大臣に致さうと思ひます、極めて簡單で御座いますから、僅に二三分の御淸聽を願ひます諸君、現內閣の成立以來各種の施設はありますけれども、其施設中國民の一部をして不安に陷らしめ、騷かしめたる事迹に就きましては、恐くは此船舶管理令以上のものは無からうと思ふ此管理令の內容を見ますれば、御承知の如く遞信大臣は船舶を賣る時分には、其許否の權利を有つて居る、又此航路に付ても、外國航路に付ては遞信大臣の許可を要する、運賃も遞信大臣が制限することが出來る、斯の如く吾々の一個の所有權に向つて法律を以て斯の如く制限するが如きことは最も愼しむべきことゝ思ひます故に此案に付ては此に事後承諾を致しますれば、此法律が永久に存續するに於きましては、船舶業者、及び之に關係する所の實業家は、一日も安んずることが出來ぬだらうと思ふのであります、故に吾々は此法案此儘に置いて、此に事後承諾を與へる如きことに付ては、十分なる考慮をしなければならぬと思ふ、唯今承れば、遞信大臣は、此規則の効果を喋々された、成程此規則の發布當時に於きましては、船價が一噸千圓近くにも騰つたのであります、此法律の後に於きましては漸次下つて、今日は七百圓、或は六百圓以下にも下るやうな結果を生じて居りますさりながら此船舶管理令の趣意は、此詔勅の冒頭にあるが如く、物價の調節、運輸のどうと云ふことが書いてありました、果して物價の調節を得たでありませうか、此船舶管理令に依つて物價が下つたと云ふ實例がありますか、本員は少しも見ぬのです、依然として船腹は不足して、運輸は不便にして、鐵道等に於ては物貨が堆積して、運輸が出來ぬと云ふことが今日の狀態であります、何を以て運輸及び物價の調節を得たと云ふことを政府は言ふのでありますか、又外交上管理令に依つて運用することか詔勅の一部に入つて居りますが、果して外交上如何なる效果を得たか、之を承りたいのであります、吾々は寡聞にして、未だ其效果を認めることが出來ぬのであります、此法律に就きまして第一に承りたいのは、御答辯の御便宜のために質問の要旨を申上げます、政府は此法律を永久に存續するの目的を有するや否

や永久に存續することを固執するや否や、永久でなしとしましても、少くとも此の戰時中に限る所の意思はないか如何、是は戰時に限るものだらうと思ひます、戰爭後に於きましても此の法律を必要とされるや否や、若し此の法律に於きまして、戰時中有效と云ふ所の制限を付した時分には、政府は之れに同意されるや否や、豫め之を承つて置きたい、其次には、遞信大臣の權限に就きまして或航路を――此法律若くは施行條例に於きまして、適當な場所に或外國航路に就きまして、政府が之に範圍を定むる所の御意思はないか如何、之を承りたい、又此運賃に就きましても、政府は此運賃に就きましては、或範圍を定むることが出來るや否や、若しさう云ふ範圍を定め、其の指定を爲すことが出來ましたならば、海運業者に於きましても、相當に據る所がありますから、安心致しませうか、此法律を此儘に置いて通過したならば、惟ふに此船舶業者及關係する所の實業家は、何日までも不安の位置に居ることを本員は憂ふるのであります、故に政府は以上申上げました點に就きまして、明確の御答辯を願ひたいのであります。

○議長(大岡育造君)　田遞信大臣。

〔國務大臣男爵田健治郎君登壇〕

○國務大臣(男爵田健治郎君)　北井君の御質問に御答致しますが、政府は之を永久に存續するや否やと云ふことでありましたが、是はさう云ふ譯ではないので御座いまして、詰り戰時中で御座いまするが、其戰時と云ふものを今見ますのに、講和が成立つたら、直ぐに其時廢めにするかと云ふと、それは迚もさうは參りませぬ、他所へ行つて居る船も澤山ありますから、それが元の有樣に戻つて來るのには、少くとも一年位は掛らなくちや元の有樣に戻るものではありませぬ、故に戰時が濟んでから一年と云ふことに元なつて居りますから、政府は飽迄もそれは必要だと存じて居ります、さう豫め御承知を願ひたう御座います、それから運賃指定若くは航路指定と云ふことを御尋でありますが、是は私は御尋の趣意は指定する意思があるか又運賃は指定した方が宜いでないかと云ふ御話でありますが、是はなか〳〵六ケ敷い問題であります、素より止むを得ぬ時には指定をする積りでありますけれども、是は私は說明する時にも餘程力めてやつて置いた積りでありますが之を政府が法令に依つて委任せられて居る權力が有るからと云ふてすぼ〳〵やる、先刻正木さんが拔かぬ太刀の功名と云ふことを言はれましたが、其意味であります、之をすぼつと法令の權力があるから之を必ずやらにやならぬとか、或は運賃は是より以上やることはならぬとか、是丈にしろとか云ふことは法令の上では遞信大臣に確に權力は委任されて居りまするけれども、それをやると云ふことは、餘程愼重にして成るたけやらずして、而して目的を達するやうにするのには、航海業者なり、總て造船業者なりなどと、成るべく合意をしてやるやうにした方が滑かに行くのでありますから、成るたけさうしたいそれでも話が纏らずしていやだと言へば、それは仕方が御座いませぬ、國家の爲には指定もしなければならぬ、若くは運賃も極めなければならぬと云ふことでありまするが、實際の運用として遞信大臣は此權力があるから、どの航路はどの船をやれ、いや運賃はどれだけより相成らぬと云ふことをすぼ〳〵やると云ふことは、成るたけしたくない、是は法令を執行する上に就て、さうするに非ざれば目的を達せぬ場合に於てのみするか、若くは國家の必要上さうすることに止むを得ぬ場合に於てすると云ふ積りでありまするから、どうかさう御了解を願ひたい。

○議長(大岡育造君)　日程第三十、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第三十　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勲君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎勲君。

○岩崎勲君　本案委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられむことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議には異議無きものと認めます、仍て本案の委員は十八名、議長指名と決しました――日程第三十一、第三十二の議案は同種關聯せる議案にして、且提出者も同一なる故に一括議題となすに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　異議なしと認めます、仍て第三十一、家祿賞典祿處分に關する法律案、第三十二沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する決律案、右二案を一括して議題となし、第一讀會を開きます。

第三十一　家祿賞典祿處分に關する法律案(川原茂輔君外十六名提出)　第一讀會

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案

(本案は本卷四八頁貴族院の議事中に掲載せるものと同一なるを以て再揭の煩を避く)

第三十二　沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案(川原茂輔君外十六名提出)　第一讀會

沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル家祿賞典祿處分ニ關スル法律案

(本案は本卷四八頁貴族院の議事中に掲載せるものと同一なるを以て再揭の煩を避く)

○川原茂輔君　議長。

○議長(大岡育造君)　川原茂輔君。

〔川原茂輔君登壇〕

○川原茂輔君　家祿賞典祿處分に關する法律案外一件は、二十七議會でありましたか、二十八議會でありましたか、三十七議會でありましたか、法律案として當議場に提出を致しまして、滿場一致を以て此二案共提案の通り御決定に相成りました案であります、少し此沿革を申上げて、尙御贊成を得たいと思ひますが、各藩の士族に公債を付與致しまして、其公債を付與したる後に於て、公債を貰はない人もあり、又其計算の基礎に於て誤あることを發見致しました故に、各藩の士族は盛に此議場に向つて請願を爲したのであります、それで當時政府に於ても一部反對がありましたけれども、何とか此始末を付けなければならぬと云ふので、三十年の法律五十號と云ふものを制定致して、而して無際限に應ずる譯には行かないから、約一千万圓乃至一千五百万圓位を限度としたらば如何であらうと云ふことより、遂に委員會に於ては一千万圓を限度として、此各藩の士族に對する不足額、若くば貰はない者に向つて公債を付與することにしやうと云ふ案が成立したのであります、其案に於ては、政府に向つて要求すべき期間行政裁判所に訴ふべき期間もあつたのでありますが各藩の中に於ては色々な事情で、遂に其期間を延長――遂に期間を外したのがあつたので、其後に於て屢同一の請願が起り、而して當議場に於ては其請願が起ります度毎に、總て之を採擇することに決定したのであります、一つの案は沒祿せられた者が、一部は公債を受けた者もあり、又公債を受けない者もあり、又公債を受けた者に對して、家祿賞典祿と同様の計算の基礎に於て異動を生じたものがある、そこで之を何とか救濟をして貰ひたいと云ふことで、或は行政裁判所に訴へた者がありましたが、法律の不備の爲め、一部は受け一部は受けないと云ふ不公平なる結果を生じたのであります、此二つを救濟する意味に於て三十七議會でありましたか、法律案を制定致して、即ち當院は滿場一致を以て之を通過して、貴族院に至つて審議中に不幸にして議會滿了となつて、未だ法律案の制定を見ないのであります、どうか前回の議會當時の法律案の文字も其通りであります、一點も異らざる點に於て此處に提出を致しましたから相變らず御贊成を願ひたいと思ひます、此提案者が署名して居りますのは、福島、石川、福井、三重、愛知、山口、佐賀、福岡、熊本の諸藩の關係が主でありますけれども、大藏省に於て段々調べて見ますと凡そ各藩に此法律が制定せられました結果としては救濟すべき者が段々あるさうであります、前に述べました一千万圓の中に大藏省で請願を受理して直に公債を下付せられました者は、誠に數十万圓の少ない數字であつた、行政裁判所に訴訟をして勝訴となつて公債を受けました者も三百万圓未滿でありますさうすると救濟する意味に於て一千万圓と云ふ限度を決めた中に、まだ國家の支拂つて差支ない金が七八百万圓殘つて居るのでありますから、其案を制定せしめて、其殘つた者を救濟したいと云ふのが本案の大なる趣意であります、政府は常に此案の成立に向つて反對せられますが、併し議會始まりまして以來、幾多の問題が出まして、其結果は或は建議となり、或は法律案の制定となりました時も、矢張り政府は反對したことかあるのである、併ながら其例を示せば、煙草專賣法の後に於て、一部の煙草業者に不幸を與へた爲めに、之を救濟する法律の制定の如き、或は奈古浦丸の遭難に依て船主に損害を生じ、其奈古浦丸に搭載した貨物の損害の如き、或は又熊本縣に於ける賦金問題の如き、日露戰爭の時に於て哈爾賓、浦鹽方面に在住し、戰爭の爲に其貨物の損害を被つたる問題の如き、幾多懸案のものもありま

したが、大概是迄に於て此幾多の問題はそれ〲處分を致し、其不幸者を救濟したことが、あるのであります、從來の懸案が殘つて居りますのは、此案と及び樟腦の專賣に依て國民の營業を奪はれ不幸になつたと云ふ二つ位が、今殘つて居る位であります、其樟腦の事は屢々請願をされて、當議場に於ても其請願が採擇になつて居りますけれども、之を法律を制定して救濟するの良法を發見することが出來ない爲めに、如何ともすることが出來ない、斯る問題の如きは、屢々議場を騷がすよりも、早く處分してしまひまして、全國各藩の士族が此問題に傾注する其考を、他の事業——其他の問題に傾注せしめましたならば、蓋し國家の爲めにも大なる利益なりと存ずるのであります、今の寺內內閣は羣集心理、若くは社會政策等の問題に於て重きを置かれる內閣でありますれば、斯る行掛りが屢々起る問題は、早く反對をせずして贊成をして、此案の通過をせしめて、處分を爲されましたならば、國家の爲めにも利益、又內閣が執られる所の方針に適合することと存じますから、本年は反對をせずして、通過されんことを希望して置きます(拍手起る)

○岩崎勳君 兩案共議長の指名を以て、九名の委員に付託せられんことを希望致します。

〔「贊成々々」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議なしと認めます、仍て本案は一括して議長指名九名の委員に付託致します、日程は是にて議了致しました、而して明後日に本會を開くべき議案は十分でありませぬ、それ故明後日は本會は開きませぬ、今日は是にて散會します。

午後四時二十七分散會

○大正七年一月二十九日(火曜日)

午後一時十五分開議

議事日程 第五號

質問

一 對支政策の根本方針に關する質問(伊東知也君提出)

二 軍人の官紀に關する質問(野村嘉六君提出)

三 外交に關する質問(押川方義君提出)

四 衆議院議員選擧法違反者處罰の方針に關する質問(廣岡宇一郎君提出)

五 中等教科書不當値上に關する質問(奧村三樹之助君提出)

第一 輸出菓子糖果原料砂糖戾税法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三 大正五年法律第四號中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五 市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案(政府提出) 第一讀會

第六 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第七 東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案(政府提出) 第一讀會

第八 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第九 帝國大學特別會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十一 裁判所の設立に關する法律案(政府提出) 第一讀會

第十二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十三 大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十五 遠洋漁業獎勵法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十六 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十七 軍用自動車補助法案(政府提出) 第一讀會

第十八 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十九 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二十 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○副議長(濱田國松君) 諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一 政府より提出せられたる議案左の如し

輸出菓子糖果原料砂糖戾税法中改正法律案
大正五年法律第四號中改正法律案
市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案
東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案
帝國大學特別會計法中改正法律案
裁判所の設立に關する法律案
大正二年法律第九號中改正法律案
遠洋漁業獎勵法中改正法律案
軍用自動車補助法案
鐵道敷設法中改正法律案

一 議員より提出せられたる議案左の如し

森林法中改正法律案
提出者 武藤金吉君

醫師法中改正法律案
提出者 八木逸郎君 齋藤壽雄君
伊東重君 土居金次君
秋山金也君 齋藤紀一君
土屋淸三郎君 金杉英五郎君
山根正次君 佃安之丞君
大林森次郎君 河野徹志君
中村靜興君 我如古樂一郎君
行德健男君

一 議員より提出せられたる質問主意書左の如し

外交に關する質問主意書
提出者 押川方義君

衆議院議員選擧法違反者處罰の方針に關する質問主意書
提出者 廣岡宇一郎君

中等教科書不當値上に關する質問主意書
提出者 奧村三樹之助君

對支外交に關する質問主意書
提出者 樋口秀雄君

本野外務大臣の誠意なき答辯に關する質問主意書
提出者 望月小太郎君

日米協定に關する質問主意書
提出者 神谷卓男君

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に掲載す〕

一 去二十四日豫算委員會理事補闕選擧の結果左の如し

豫算委員
理事 西村丹治郎君(理事中山梅治郎君補闕)

一 去二十四日議長に於て選定したる委員左の如し

所得税法中改正法律案外十一件
川原茂輔君 山本悌二郎君
清水市太郎君 堀切善兵衛君
武藤金吉君 隅田豐吉君
三土忠造君 東武君
奧田榮之進君 小山田信藏君
氣賀勘重君 若尾幾造君
松田源治君 粕谷義三君
戶狩權之助君 福井三郎君
床次竹二郎君 岩崎總十郎君
竹內明太郎君 廣瀨鎭之君
上村耕作君 横田孝史君
川崎安之助君 長尾元太郎君
下岡忠治君 小林嘉平治君
片岡直温君 村松龜一郎君
齋藤宇一郎君 磯貝浩君
高田耘平君 佐々木正藏君
加藤政之助君 早速整爾君
竹村良貞君 金杉英五郎君
飯田精一君 小川鄕太郎君
吉田中君 河崎助太郎君
藤井善助君 柏原文太郎君
渡邊昭君 高松正道君
大口喜六君

臨時國庫證券法中改正法律案
則元由庸君 瀧正雄君
長田桃藏君 大石五郎君
西英太郎君 唐端淸太郎君
町田忠治君 吉村鐵之助君
犬飼源太郎君

貨幣法中改正法律案
齋藤安雄君 奧村三樹之助君
野村治三郎君 藤野正年君
高橋久次郎君 奧田柳藏君
磯貝浩君 近藤慶一君
有森新吉君

戰時船舶管理令(承諾を求むる件)
鵜澤總明君 廣岡宇一郎君
前田米藏君 藏內次郎作君
兒玉亮太郎君 寺田省歸君
丸山嵯峨一郎君 井島義雄君
正木照藏君 横山勝太郎君
橋本喜造君 武市彰一君
上島長久君 岡部次郎君

秋田寅之介君　佐々木平次郎君
野添宗三君　湯淺凡平君

家祿賞與祿處分に關する法律案外一件

原田十衞君　八田宗吉君
山内範造君　阿部德三郎君
井原百介君　牧口義矩君
讃得久朝惟君　松浦與三郎君
土井權大君

一去二十五日臨時國庫證券法中改正法律案委員吉村鐵之助君辭任に付其補闕として津末良介君を戰時船舶管理令（承諾を求むる件）委員武市彰一君辭任に付其補闕として加藤定吉君を孰も議長に於て選定せり

一去二十八日戰時船舶管理令（承諾を求むる件）委員加藤定吉君辭任に付其補闕として紫安新九郎君を議長に於て選定せり

一去二十五日委員長及理事互選の結果左の如し

所得税法中改正法律案外十一件委員會
委員長　川原茂輔君
理事　東武君　柏原文太郎君　小林嵩平治君

臨時國庫證券法中改正法律案委員會
委員長　犬飼源太郎君
理事　瀧正雄君

貨幣法中改正法律案委員會
委員長　齋藤安雄君
理事　近藤慶一君

戰時船舶管理令（承諾を求むる件）委員會
委員長　鵜澤總明君
理事　廣岡宇一郎君　横山勝太郎君　野添宗三君

家祿賞與祿處分に關する法律案外一件委員會
委員長　原田十衞君
理事　土井權大君

一去二十五日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第四部
決算委員櫻井庄平君（竹村良貞君補闕）
第六部
決算委員松岡勝太郎君（樋口秀雄君補闕）
第九部
請願委員唐端清太郎君（山口俊一君補闕）

〔左の質問書は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

對支政策の根本方針に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年一月二十三日

提出者　伊東知也
贊成者　鈴木梅四郎　外二十九人

對支政策の根本方針に關する質問主意書

現内閣の對支政策として宣明する不干渉主義とは如何なる意味なるや

右及質問候也

軍人の官紀に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年一月二十四日

提出者　野村嘉六
贊成者　黑須龍太郎　外百十四人

軍人の官紀に關する質問主意書

軍人の官紀は維持せられあるや

右及質問候也

衆議院議員選擧法違反者處罰の方針に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年一月二十六日

提出者　廣岡宇一郎
贊成者　横田千之助　外三十一人

衆議院議員選擧法違反者處罰の方針に關する質問主意書

一衆議院議員選擧法違反者に對する刑罰は累年逐次峻嚴苛重の傾向あり之に關する政府の方針如何

一前項の違反者の如きは強て重刑を科するの要なく勉めて國民の自覺を促すを以て足れりと信す政府の所見如何

右及質問候也

中等教科書不當値上に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年一月二十六日

提出者　奥村三樹之助
贊成者　松田源治　外二十九人

中等教科書不當値上に關する質問主意書

文部省は昨年度に於て中等教科書業者の申請を容れ之か値上を認可したり文部當局の此の處置は甚た不當にして國民教育の發達を阻害するは勿論國民に對し頗る不親切の處置と認む値上の理由は歐洲戰亂の結果紙價著しく騰貴したるに依ると謂ふも其の實文部當局の調査不充分にして徒に教科書業者に暴利を得せしめ普通教育を爲さむとする國民に多大なる苦痛を與ふるの不都合を生せしめたるは其の責甚た輕からす文部當局は紙價暴騰の當時國定教科書に付ては假令紙價を粗惡にするも値上を爲すへからすと主張したるに拘らす中等教科書に對し之か値上を認可したるは其方針に於て一大矛盾を爲し教育の根本に錯誤を生するの嫌あり中等教科書業者か値上の認可に依り不當の利得を敢てしたるの事實は之を蔽ふへからす確實なる證據を以て質問の際之を辯明すへし文部大臣は教科書業者の實情を知悉せらるゝや否明確なる答辯を望む

右及質問候也

○副議長（濱田國松君）　是より會議を開きます、此の場合諸君に御諮り申すことがあります、豫算委員會並に所得税法中改正法案外十一件の委員會でありますが、右委員會を、本會議開會中と雖も開きたき趣を委員長より申出がありました、許可して御異議はありませぬか。

〔「異議なし」の聲起る〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ許可することに致します、次に高橋久次郎君より病氣に付今二十九日より三週間請暇の申出がありました、許可して御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　異議ないと認めます、第三に第一部選出請願委員菊地良一君、第三部選出決算委員松本誠之君、兩君より辭任の申出がありました許可するに付て御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がないと認めます、御異議がなければ各其部の諸君は速かに補缺選擧を行はれて、議長まで申出あらむことを希望致します第四に第三十九回議會に提出されました大正三年度歳入歳出の決算は、同會期に於て再審査に付することに決定になつた儘になつて居るのであります、就きましては先例に依て、此際審査に著手せられむことを希望致して置きます、是より日程の質問に移ります

對支政策の根本方針に關する質問――伊東知也君。

對支政策の根本方針に關する質問（伊東知也君提出）

○伊東知也君　私の質問は對支政策の根本方針に關する質問でありまして、餘程重大な問題と認めて居ります、是に付て總理大臣及外務大臣の出席を要求致しまするが、承りますれば兩大臣とも御風邪か何かで御休みのやうでありますから、之に代るべき――代理として十分私の説を御聽取の上、病床に御出掛けになつて、演説の趣旨を傳達せられる代理者の御出席あらんことを希望致します、之を要求致します

○副議長（濱田國松君）　次官で宜しう御座いますか

○伊東知也君　國務大臣を勤める人であれば……

○副議長（濱田國松君）　あなたの御希望は誰です。

○伊東知也君　次官或は國務大臣。

○副議長（濱田國松君）　それでは通知して置きますから御始めなさい――國務大臣は出て居られます。

○伊東知也君　出席して居れば宜しい。

○川原茂輔君　增税廢税の委員會を開きますから、委員諸君は直ちに御出を願ひます。

〔伊東知也君登壇〕

○伊東知也君　對支政策の根本方針に關する質問を現政府に試みやうと致します、此間來總理大臣外務大臣の對支政策に關する演説、或は質問等がありましたが、孰れも殆ど其根抵に觸れて居らぬ、問ふ人も問ふ人であれば答へる人も答へる人である、殆ど私の眼から見ますれば、對支政策の我國として執つて進むべき根本問題には觸れて居らぬのであります其言ふ所を聽けば何だ北方であるとか、或は南方であるとか、北を助けて南を壓へる、一體何を以て北となし何を以て南となすのかも分らぬのであります少しも支那の事情に通じて居らぬと云つて宜しい、或は段を助けて云々、段祺瑞を助けて南方を壓倒しやうとした、或はそれはしないとか、嘘であるとかそんな事は事實が無いとか云つて、まるで表面の事のみの喧嘩をやつて居るやうに、私は聽取られたのであります、斯の如きことを以て、此我が立國の基礎ともなるべき對支政策の方針を定めることは出來ないと私は思ふのであります、其結果當局政府の言明する所を綜合しますると、不干渉、支那の政治には干渉しない、少しも干渉しないと云ふことが落ちになつて居るやうである、結局不干渉と云ふことで

攻擊の矢も質問の矢も通り拔けて居るやうであります、一體不干涉と云ふことはどう云ふ意味でありませう、支那四百餘州が亂脈の如く紊れ、殆ど亡國の有樣を呈するけれども、我政府我當局者は腕を拱いて默つて見て居ると云ふ意味で御座いませうか、甚だ私は解し得ないのであります、若し此不干涉と云ふ事にして我政府の支那に對する根本方針であるとしたならば、餘程是は變ふべきことである、此不干涉であつて、支那が非常に動亂に陷つても、尙ほ默つて、見て居つて、果して支那のみの災で濟むか、我國家に影響することがないか、どうかと云ふことを考へなければならぬと思ふ、日本と支那との關係は、支那人も言うて居れば日本人も言つて居る、同文同種脣齒輔車、殆ど兄弟も啻ならざる所の國柄であると常に稱へて居るではありませぬか、其兄弟同士とも云ふべき親類とも云ふべき啻ならぬ同士の、而も大伽藍か、今や彼等の內輪喧嘩の爲に火事を出して居る、火が燃へつゝある、親父の死んだ後とでありませうか知らぬが、其の大伽藍の兄弟の仲間同士が喧嘩して、或は火鉢を投げるとか、洋燈を引繰返すとかして火事が出て居る、正に燃へつゝある、其鄰の火事であるから此方は構はぬと云つて默つて居つたらどうなる、其伽藍か燃出して仕舞つたならば、其火や必ず我國に影響して我國までも燒けると云ふことに陷るのは當然の結果でなければならぬ、それを默つて見て居る、所謂不干涉とやらで、燒けやうがどうしやうが己れの家では構はぬと云つて、鄰の火事を見て居ると云ふ阿呆のたわけた政策が、國家の存立に於て許すべきものでありませうか、どうかと云ふことを私は考へるのであります　須らく此際に方つて鄰に火事が出て居るならば、自ら手桶を取つて其火を消すことに努力する、或は兄弟喧嘩をして居つたならば、其兄弟の中に入つて能く兄弟の融和を圖つて、そんな喧嘩をするものでないと云つて、其鄰の家の圓滿を圖つてやると云ふことは、親類であり鄰にある者は當然努むべき所の義務であらうと私は思ふのであります、此に於てさう云ふ工合にしないことに相談し、鄰の紛爭を救ひ、鄰りの不和を融和してやつてこそ、始めて此亞細亞と云ふ一村の安全が得られるのであります、即ち東洋の平和が保持せられるのであります、然るに鄰はどうでも宜い、どんなに內輪同士喧嘩して居つても構はぬどんなに紊れても構はぬ、どんなに火事を出しても構はぬ、宅さへ好ければ可いと云つて居る間に、鄰の火事は燃出して、其飛火が此方に參つたならば、此小さな日本と云ふ家が類燒の災を免れ得る譯でないのである、此鄰の火を消し鄰の平和を圖ると云ふことは、即ち我帝國の天職であつて、東洋平和の保持、亞細亞全體の勃興を圖ると云ふことの根抵を爲すものであります、然るに不干涉と云ふこと、矢張今言ふ通り鄰に火事が燃へても、どんな騷ぎが起つても、默つて手を拱いて見て居ると云ふことであらうかどうか、甚だ解し得ない所の現政府の聲明であります、實に今日の場合は我國の對支政策と云ふものは、支那に對する外交——外交と云ふよりも寧ろ是は國防の中に加へても宜からうと私は思ふのである、單に軍艦を殖すとか云ふやうなことよりも、此現在の狀態より支那を救ひ、四百餘州の平和を能くして、四億萬の人民の生命財產の安固を得せしめて眞に我國と一致同盟すると云ふことは是れ最も大切なる方針であつて、外交などゝ云ふ事よりも、進んで是は國防の中に加へても宜い事と私は思ふのであります、斯う云ふ譯で然らば支那は斯の如く常に紛々擾々を極めて居るか其支那の紊れる所以を究めなければならぬ、私は大略支那現在の狀態の混亂する所以の理由を別つて、斯う認めて居るのであります

新舊思想の衝突、新舊勢力の衝突、及び利己心滿足の衝突、此の三つの衝突が重なる原因であらうと思ふのであります、新舊思想の衝突、是れは申上げるまでもない、新しい歐羅巴の思想其の他の思想を懷ける者と昔からの支那の思想を懷ける人々と、所謂思想の衝突即ち新習勢力新しき革命に依つて得たる勢力と昔から清朝時代から持つて居つた勢力の衝突であります、利己心滿足の衝突、是れは甚だ國交上に關して如何はしい點もあるかも知れませぬが、どうも個人主義の發達したる國柄でありまして、自分の地位——自分の地位を保たうと云ふやうな、己を利すると云ふ考が非常に强いのが、支那の重なる有力者の間にもありますので此の衝突が、矢張此の混亂狀態の一つの主もなる原因であらうと思ふのであります、それであるから先づ支那の國民性を研究しなければならぬ、支那の國民なるものはどう云ふ性質のものであるか、どう云ふ方針を執つて進んだならば、此の支那の統一が出來るであらうか、支那の平和が保持せらるゝであらうかと云ふことを考へなければならぬのであります、然るに此の點に就ての過日來の質疑應答を見ると、殆どそれに觸れて居るやうな御議論は一つも無いと云ふ事を斷言するに憚らぬのであります、歷史を御覽になれば直ぐ分る、諸君も皆御讀みになつたに相違ないが、眼を開いて四書五經を讀めば分る、眼を開いて二十四朝興亡の歷史を讀めば直ぐ分る、支那の國民性は堯舜時代より並に孔子時代、孟子時代、矢張今日と同じやうな傾向はないか知らぬ、どう云ふ有樣になつて居るかと云ふことは、眼光紙背に徹底する底の眼を以て讀んで見れば直ぐ分るのであります、そこを研究しないで、徒らに今日表べに現はれた事のみを以て、對支方針の根本政策を定むると云ふことは、木に緣て魚を求むるよりも尙ほ甚だしい愚さの至りであります、其の結果として私は今日支那問題即ち支那の統一、支那の根本的平和の保全を定むるには、どうしても支那の國體、支那の政體問題からして研究しなければならぬと思ふのであります、第一革命以來今日は共和政體とはなつて居りますが、果して共和政體なるものは支那の國情、所謂民情に適して居るかどうかと云ふ事も疑問である、愛親覺羅二百年の朝廷は一朝にして顚覆したが果して君主政體と云ふものが支那の國情及民情に適さないものであらうかどうか、是は餘程愼重に攻究すべき問題であらうと思ふのであります、そこでどうしても是は鄰である親類である所の、我日本帝國が最も是は宜からうと思ふ所のものを研究して、其支那の有力者に向つて相談をするのが當然の筋途でなくちやならぬと思ふ、諸君或る一部の論者は曰く、他國の政體に干涉するとは何だ他國內の統一を云々することは行けないと云ふ議論を唱へる者がある、今も言ふ通り、鄰の大伽藍に火が著いて居る、他國の統一云々政體を云々すると言つて、閑却する事は出來ないのであります直接の我國の問題である、支那の興亡盛衰と云ふものは、一々繫りて我國の興敗盛衰に關する譯であるから、當然我國の問題である、それを他國の政體を云々しちや行けない、他國內の統一云々と云ふことは行けない、他國內の政治に干涉しては行けないと言つて所謂現政府の言明するやうな、不干涉なんと云ふやうな、一種得も言はれない譯の分らぬ所の方針を以て進むと云ふことは、實に甚だしい愚見と言はなければならぬと思ひます、此儘にして置いたならば、直ちに東洋の平和と云ふものは攪亂され、興亞の大事業、人種競爭の問題と云ふものは、之に依て殆ど混亂されてしまふのであります、我國家の興廢存亡も之に依て岐るゝのである、どうしても之を默つて居ると云ふことは出來ぬ、單に干涉云々と云ふから行けない、干涉と云ふことは言葉を改めれば宜い、干涉と云ふやうな文字を使ふから行けないのである、若し之を輔掖誘導とか、或は相談とか、協議とか云ふやうな文字に改めたらば、どうでありませうか鄰の親類が斯う云ふ非常な困難に陷つて居るのであるから、それに向つて其家の改良するやうに話を仕掛けると云ふことは、是は相談じやないか、少しも干涉と云ふことはない、干涉と言へば干し涉るとか書いてあつて、文字の上から言つても不穩であります、善い事でも惡い事でも押付けもやると云ふのが干涉である、是が相談とか、或は協議とか、或は輔掖とか、誘導とか云ふことに名前を改めたならば宜いぢやないか、それを唯だ干涉と云ふのは餘りに角立つから、不干涉と云ふ事を以て干涉した、いやしない、いや北南だ、北を援けて南を伐つ、いやそんな事はないと云ふ水掛論の愚問愚答をして、此對支方針の根本政策を論ずるに至ては私は實に慨然として歎せざるを得ないのであります、支那は然らばどうすれば宜いかと云ふ議論に躊躇しますが、私は此際今言うた通り干涉なと云ふ文字を改めて、所謂相談で宜い、御相談と云ふことが一番穩で平易で宜からうと思ふ、親類の支那に向つて御相談をする、さうして其中に於て有力者の中の最も正しい、最も正義と認むる者、又其中の最も有力なる者を極力援ける、さうして支那の統一を圖つて——其後に支那四百餘州の統一を圖つて治めると云ふには共和政體が宜しいか、君主政體が宜しいか、何方が宜からうと云ふやうなことを、支那國民の民情を察し歷史に鑑みて斷乎たる決定を下し、支那の重もなる人々と相談をして、其根城を固めると云ふことが、是が現在に處する所の最も大切なる對支政策の方針でなければならぬ、否な我國立國の大本に鑑みて、どうしても我國是として之を執つて進まなければならぬ所の方針であらうかと思ふのであります、決して親類同志がさう云ふ相談をして、其家の內輪を決めるのに、何も遠い遠方の他人が愚圖々々言つたと

ころで遠慮會釋することはないではないか、常に我當局者が歷代の內閣共にさうである、恐露病――或は露西亞を怖れる病氣に罹つたり或は英吉利を怖れる病氣に罹つたり、常に外國の鼻息を窺つて、日本の根本の政策を何うすると云ふ緻案を下す內閣は一つも無かつたのであります、其結果斯う云ふ事に陷る、今日は千載一遇の機會である、此機會を逸して遂に方針を誤つたならばどうなるのでありませう諸君實に虜に眾せざらんと欲するも豈に得んやと言ふ狀態であります、而已ならず列國の所謂英吉利であれ佛蘭西であれ、露西亞であれ、亞米利加であれ、當局者の最も怖るゝ所の國々に向ても理を說いて情を明かにして相談すれば、決して彼等が無茶にすべき譯はない、現に此間も石井さんが亞米利加に行つて、支那に於て日本の優越權を認めたとか言つて、さも御手柄のやうな吹聽を聽いて居りますが、そんな事は朝飯前の事で誰でも出來る、人間である以上は苟も理を說き情を推し、さうしなければならぬ斯うしなければならぬと、明かに彼等の頭に這入るやうに說いて、それでも行けないと言ふなれば、それは向ふの無理であるから勝手次第にやらせるが好いのである、而已ならず今日英吉利であれ、亞米利加であれ、皆日本の言ふことを聞いて、支那に於ける優越權を認めさせると云ふことは、日本の今日の立場として、實に誠に容易いことであらうと私は思ふのであります、是が出來ないやうな現內閣の諸公であつては、甚だ心細い人々と謂はなければならぬのである、由來彼等の此支那に對する所の行動を御覽なさい、我國は日英同盟及日佛協約其他に依て、領土保全、列國商業に對する機會均等主義を嚴守すると云ふことは宣言して居ります、而して歷代の內閣常に此方針を發表して居つて、それに依て支那に對する總ての方針を定めて居る、然るに彼等列國英米諸國の連中は、果して之を守つて居るかどうか、斯う云ふ工合に機會均等であるかどうか、或は列國協同の動作を採ると云ふならば、皆相談をして行かなければならぬのが當前である、然るにどうだ、各國皆自分の勢力範圍等を極めて、英國は揚子江以南の廣大なる地域を自分の勢力範圍と云ひ、さうして西藏迄も自分の勢力範圍と云つて居る、佛蘭西はどうかと云ふと、雲南安徽地方を自分の勢力範圍と稱し、さうして自分の勢力範圍內には他の人をして手を出させない、露西亞はどうである、蒙古新疆方面を自分の勢力範圍となし、外蒙古の如き既に獨立迄させて、自分の保護の下に立たして居るではありませぬか、亞米利加はどうかと云ふと、亞米利加は又石油權、石油の採掘、或は其礦區――石油採掘權は他の國には手を著けさせぬと云ふ條件を極めて居る、さうして皆自分々々得手勝手な眞似をして居る、日本等はどうでも宜いと云ふ、殆ど分割の勢は現然として表はれて居るが如き態度に出て居ると云ふことは諸君も御承知である、此の如くして機會均等が何になる、日本だけ何にも遠慮してやる必要はないのである、然るにそんならば日本は滿洲地方に日本の勢力範圍があるではないかと云ふやも知れぬ、諸君、英吉利はどうである、最も英吉利の怖い先生達が餘計外務省に居るからこんな事になつたのでありませう、大正二年現に奉天より北京に至る鐵道の分岐線錦州から朝陽に至る八十哩の鐵道は、英吉利が之を敷設する權利を得て、日本が是に贊成を與へて居る諸君、滿洲及東蒙古が日本の勢力範圍と云ふならば英吉利はどうである、日本の權利を尊重するならばそんな所へ指を染めると云ふことが出來ないのである、然るに錦州より朝陽に至る東蒙古の一端に、八十哩と雖も、其鐵道を架することに英吉利が指を突込で來て、左樣でありますか、誠に御尤で御座いますと云つて、當時の外務省の諸君は之を承認したのであります、此の如くして何が機會均等が出來るか何が勢力の協同が出來るか、日本は飽迄宋襄の仁を守つて彼が跋扈するに委して居る、是で宜いのであるかと私は言及ぼしたいのであります、諸君、今日はまだ彼等は歐羅巴の大戰爭が濟まないから、日本が亞米利加に相談しても、支那に於ける優越權等を得られるかも知れぬが、一度歐羅巴の戰爭が濟で來たならば、どん〳〵歐羅巴の敵味方、獨逸の側であらうが、或は聯合軍の側であらうが、亞米利加であらうが其疲れた所の富を埋合はすには、何うしても此茫漠たる支那四百有餘州に突出して來なければ、彼等は之を埋合はせ之を救濟する方法は立たぬのであります、私は今日から此點を考へると、どうしても此際まだ歐羅巴の戰爭の濟まぬ內に、所謂對支政策の根本政策を定むると云ふことに結論しなければならぬのであります、然るに不干涉、手を拱いて默つて見て居ると云ふは何事である、日支親善――親善など云ふ事は宜い、固より當り前、今日不親善で宜いと云ふことを發表する者がありませうか、外交上どこの國でも親善、日支親善、日英親善、日佛親善、日米親善、同盟國であれば皆親善と謂はなければならぬ、故らに支那に向つて親善などと云ふ左樣な事は笑ふべきことで、今頃日支親善などは迂濶な事であります、今日は日支提携、吾と手を握つて一緒に立つて亞細亞全體を渾一して一國となす位の決心を以て進まなければならぬ今日の狀態である、それだから支那の今日の狀態に對しては、須く兄弟の國とし、親戚の國とし、苦言でも忠告でも飽迄やると云ふ根本的方針を定められ、日本の根本的方針を定めて、先づ統一を計る、統一を計るには如何なる中傷讒誣を受けても構はぬ、さうして統一を圖つて、彼の支那の政體は如何なるものも最も適するかと云ふことを定めて、之に依て支那四百餘州の統一を圖つて日本と眞に離る可らざる融和渾一的方針を定むるやうにしなければ、此東洋の平和否な亞細亞全體の利害を如何にせむ、支那四百萬――四億萬笑聲起る）四億萬でも四千萬でも何が違ふのだ、文字に拘泥するな、實に詰らぬ、末端に拘泥する時節でない、天下國家の大方針を論ずる時に方つて、百と萬と億と間違つて何があるか、どうしても東洋の永遠の平和の爲め、我國家興廢の岐れる所であるから、是非共此際に支那に對する所の根本方針を定めなければならぬのである、然るに不干涉とか言つて指を咬へて默つて見て居る、鄰の火事であるから宜いと言つて、自分の家が燒けることも知らない對支方針をどうする、私は此間來國務大臣及其他の者、是等議員諸君の質問應答を聽いて、實に啞然として嘆じ、悵然として嘆いたので御座います、斯の如くにして我今日の千載一遇の機會に處することが出來やうかどうか、さうして議する所のものは僅かに軍備問題である、兵隊を幾ら增すとか、增さぬとか、軍艦を何隻拵へるとか、拵へぬとか、そんな小さな問題でない、此對支政策の根本を定むるは國家興廢の岐るゝ所、實に重大なる問題であります、是を除いて私は我國の國是を定むる途はない、否末端の事はあるけれども、細かい事は幾らも算盤珠を彈く人があるかも知れぬけれども、國家の大根抵大方針としては是より外にないと私は斷言して憚らぬのであります、此問題の爲に不肖ながら私は三十年來心血を濺いで居ります、大隈內閣に[illegible]內閣に自分の情誼を捨てゝ反對したのに是が爲であります、幾多の疑惑、幾多の友人の誤解を招き、幾多の侮辱を忍んで、自分は現內閣に好意を表して、今日まで何かして遣つて貰ひたいと思つたのも是が爲である、然るに尙ほ今日は飽迄も遣り切らぬと申しますれば到底現內閣も賴むに足らぬと云ふことに歸著しなければならぬ、何とかして遣つて貰はなければならぬ此千載一遇の機會、どんな事があつても、此對支政策の根本方針の確立しなかつたならば、我國家の存亡興廢の岐るゝ所だと云ふことを覺悟しなければならぬのであります、諸君、我日本と雖も日本的「ケレンスキー」が居ないと云ふことは云へない、日本的「レーニン」が居ないとは云へない、日本的「トロツキー」も居ないと云ふことは云へない、露西亞の革命は諸君の見て居る前に起つて居るのでありませぬか、日本は國體が違ふからあゝ云ふやうな革命の無い事は、極つて居りますが、日本には日本的の革命が常に幾度も行はれて居る、明治御維新の前に行はれた所の有樣と云ふものは何である、諸君よ、今日は安政戊午の大獄が行はれてより六十一年目である、干支は茲に一巡して居ります、安政戊午の大獄は明治の御維新の原因に基礎を爲したのである、此大正の御維新は恐らく此今年の戊午の年に於て根抵が出來なければならぬと私は思ふのである、安政以上の大獄を起すが如き悲劇を起すことなきやを憂ふるものである、必ずしも權力や威武を以て屈することは出來ぬと云ふことは、我日本民族が古來より實驗する所であります、是は必ずしも當局大臣のみを責めるのでない、諸君と共に俱に此問題に付て私は心血を注いで研究を致し、身命を賭しても此解決をやらなければならぬと思ふのであります、然るに問ふ者も答へる者も少しも根本的に觸れない、茫漠たる唯だ北を助けて南を抑へたとか、唯だ段祺瑞をどうしたと云ふ、唯だ爪の先のやうな末端にのみ拘泥して、支那の國民性はどんなものか、支那に對する根本方針はどうすれば宜いかと云ふやうなことも論究せず、政府は不干涉と云ふ漠然たる文字の下に恬然として彌縫するに至つて、私は啞然として嘆ぜざるを得ない、國家の爲に斷じて默つて居ることは出來ないのでありますから、政府當局者に向つて不干涉と云ふことはどう云ふ意味であるかと云ふこ

とを、的確に言明して貰ひたい、若し分らなければ御指導して上げても宜しいから、十分に懇談せられんことを希望する爲に、此質問を提出した所以であります（拍手起る）

○副議長（濱田國松君） 質問の第二、軍人の官紀に關する質問、野村嘉六君。

二、軍人官紀に關する質問（野村嘉六君提出）

〔野村嘉六君登壇〕

〔拍手起る〕

○野村嘉六君 私は軍人の官紀に對しまして、簡單に質問を致します、昨年の七月三十一日付を以ちまして、中村雄次郎君が關東都督に任ぜられました、それが爲に殊に　聖旨に依て現役に復せられることとなつたのであります、是は惟ふに關東都督官制第三條に「都督ハ親任トス陸軍大將又ハ陸軍中將ヲ以テ之ニ充ッ」此規定がありますからして、現役に復せられたこと丶思ふのであります、さう致しまして中村中將は明治三十五年の四月十七日に豫備になつた人であります、其後大正四年四月一日に後備役に編入されたのであります、故に現役から離れまして軍事關係を絶ちましてから、言ひ換へれば素人になりましてから丁度十七年餘りになるのであります、官紀の重んずべきこと丶云ふものは私は何れの官衙でも同じこと丶信じますが、殊に此軍人に關する官紀に至りましては一層緊要で、官紀の紊れると云ふやうなことがあつては秩序の維持は到底保てぬのであります、故に軍人は最も此官紀を重んずるのであります、然るに日進月歩の今日十七年前の軍人を起して、現役に復せしむるやうなことは、果して官紀の維持が保てませうか、中村中將の現役に復せられたことに付きましては、新聞の記事に依りまするど云ふと、陸軍全體の反對殊に上原參謀總長、又此所に出席して居られる所の大臣、其他全體が最も秩序を維持すべき此陸軍に、十七年間も素人で居つたものを現役に復せしめて、軍隊の指揮をすると云ふことは不都合であると云ふので、反對をなすつたと云ふことが新聞の記事に載つて居るので、陸軍全體の反對を受けて寺內伯も力及ばず、山縣公の力を借りて陸軍部內を治めたと云ふやうな記事があるのであります、併し是れは新聞の記事でありますから責任は取れぬが、私は直覺的に感じますのは、十年一昔と云ふ、十年一昔、十七年間であるからして一昔半以上も經つた此の素人を現役に復せさせて、さうして軍隊の指揮をさせると云ふことは、確かに吾々腦髓に於いては官紀を破壞するものなりと感ずるのであります、併しながら他に適任者が無いと云ふのならば是は致方ありませぬ、致方ないが今日の我陸軍は、謂はゞ人才の集合地である、陸海軍共に是は私は公平に見るに、立派な人物は多く陸海軍に集つて居るやうに感ずるのである、又屢々此軍人の更迭を見ましても、其中には陸軍大學を出て間もない人又歐米各國に留學して歸つて間のない人、まだ大に用ゆべき大に技倆を發揮すべき人が頻々として非役を命ぜられて居るのである、是は想ふに陸軍は成るべく立派な人を選拔して、尙ほ其上に選拔する結果であらうと思うて居る、言葉を換へて云へば即ち新知識、新技倆を求めらるゝに汲々たる結果であらうと自分は斯う思ふのである、斯の如く陸軍に於て新知識、新技倆を求められて居るに拘はらず、殊更にだ、十七年前の非役軍人を立たしめる爲に、苟も殊に大權の發動を奏請して現役に復せしむる如きは大政輔弼の責を盡したと云ふことは言へるでありませうか、陸軍省の官制に據りまするど「陸軍大臣ハ、陸軍ノ軍政ヲ管理ス」と書いてあるのであります、即ち軍隊指揮の權は無い、陸軍の軍政を管理する此陸軍大臣を文官を以てせなければならぬと言つて、幾度か議會で政治上の波瀾を捲き起した、漸く山本內閣の時代に至りまして、初めて豫後備まで任用すると云ふ事に改正されましたが、偖其實際はどうであるか、官制の改正は出來て居るが、其後の經過を見ますると云ふと、矢張現役の人のみを以て任ぜられて居るのである、而も現役中でも所謂遣り手と云ふ人が此局に當つて居るやうに見えるのである、軍政を管理する陸軍大臣にしてすら斯の如きである、況や關東都督はどうであるか、關東都督の官制第六條に「作戰及動員計畫ニ關シテハ參謀總長云々」と云ふ事が書いてある、斯う致しますと兵馬の指揮、即ち軍隊の指揮は此關東都督の權限の主なる項目になつて居るのであります、此軍隊の指揮權を有して居る、即ち陸軍大臣の權限よりはまだ一層現役の必要とする所の此關東都督に於ては、又實地から見ました所で、今日は滿洲方面は最も主要なる關係を有して居るのであらうと思ふのである、此國家に對して關係の重要なる場處に、唯今申します通りに、十六年も十七年も休んで居た素人で、さうしてぢや年は六十五であると云ふ、陸軍の停職年限を見まするど云ふと、陸軍中將の停職年限は六十二と書いてあるので御座います、丁度停職年限を超へること三年停職年限に關する所の官紀を超へ、其上に十七年間も軍事に關係せぬ、此人を直ちに軍隊の指揮に任ずると云ふやうな事で、果して嚴肅なる陸軍の官紀を維持することが出來るでありませうか（「出來ない出來ない」と呼ぶ者あり）陸軍の之に對する反對論は適任者が無いと云ふことを言はれるかも知れない、此適任者と云ふことの見方は、是は人に依て違ふ、親族か又は縁者でなければ適任者でないと云ふ見方をしたならば、成程適任者が居らぬかも知れないが併しながら人才雲の如き日本陸軍の全體の中から選擇をしたならば、都督一中將何んでもない事であらうと思ふのである、新聞の記事に依りまするど云ふと中村中將は寺內伯の縁者と云ふことが書いてあるのであります、私は關東都督とは何等の關係の無い和己のない人である、又此の本會に於て一人の都督一人の中將に對しては左程重きを置かぬのである、唯だ今日秩序の維持軍紀嚴肅を最も要する此陸軍全體に亘つて、斯の如き十七年も休んで居る――而も停年を超へて居る所の人を現役に復せしめて、兵馬の權を指揮させると云ふやうな事は、甚だ國家の爲に採らぬのである、故に私は果して斯の如き事をやつて、軍紀の維持が出來るかどうであるかと云ふことを問ふ、昨年の七月三十一日の辭令を見まするど云ふと、丁度現役の陸軍大將の中村覺と云ふ人が排斥されて、さうして此十七年前の軍人が其地位を襲うたのである、言葉を換へて申しますれば全く人の爲め、情實の爲め、大權の發動を奏請して、官制の死活を自由にしたと思ふのである、大政輔弼の局に當る者は、最も愼重にすべき筈であるに拘はらず、斯の如き陸軍全體の官紀を壞るが如き行動は、果して大政輔弼の責任を竭したと言ひ得るであらうか、どうであらうか、又是で嚴肅なる陸軍の官紀が維持されるのであらうか、どうであらうか、此點、又情實の爲に大權發動を奏請したと云ふやうな事が有つたならば、當局は即ち奏請した國務大臣の責任として其責に任ずるの決心が有るかどうか、此三點を伺ふのであります（拍手起る）

○副議長（濱田國松君） 大島陸軍大臣。

〔國務大臣大島健一君登壇〕

○國務大臣（大島健一君） 野村君の御質問に御答を致します、御質問の要領は昨年の秋關東都督府の條例が――官制が變りまして、其都督に後備である、是は官紀の振肅を害するものではないかと云ふ御尋のやうで御座います（野村嘉六君「維持」と呼ぶ）官紀の振肅とは規則を枉げた仕事ではないか、規則を（野村嘉六君「官紀の維持が出來るかと言ふたのだから是は政治問題だ」と呼ぶ）御意見の如く現役の制度であるから、現役に適任者があればそれを充てるのが至當でありますが、關東都督の職務は其官制が規定して居ります如く、軍隊の指揮に關する事のみでなく、其他に關東區に於ける我租借地、鐵道、其他の經營をも兼て、殊に鐵道の經營に至つては、滿韓を聯ねて都督の手に歸すると云ふやうな狀況になつて居りますので、是は又必要を認めて其制度を執つたのであります、其必要なる制度を遺憾なく實行せしむるのが、國家の爲に極めて必要な事と看て居るのであります、其實行に適當な技能材幹を有する人を廣く銓衡を致しまして、凡ての意見が中村中將が最も適當であると云ふことは、軍人も文官も之に關係した人の同じく見る所であつたのであります、依て嚴格なる規律を重んずる陸軍に於て、平時は現役の將校に非ざれば、指揮權を取らする上に規定に副はぬ所がありますので（「其點だ」と呼ぶ者あり）之を特に現役に復せしめらるゝことを奏請致したのであります、是は如何にも野村君の仰しやる如く非常な大事でありますので、愼重に考慮致しまして、此國家の新領土の大事の事業を圓滿に實行するには、之を必要と認めたのであります、又實際今の御話に、指揮が出來ぬと云ふ點にも御考慮があるやうでありますが、是は中村中將其人を御承知の御方は軍隊指揮の上に十分な材幹を持ち、尙ほ其他關東都督の制度を實行する上に於て、堪能なる人と吾々は見て居るので、此最適者を其適所に置いて、國家重要の事務を完うするには、此處置を以て至當と考へたのであります、私は是が爲に陸軍部內の官紀の維持を害なつたと云ふことには見て居りませぬ、又總ての我が軍人は左樣に考へて居らぬと思つて居ります、是だけ御答致します。

○野村嘉六君　唯今の御答に對して一言だけ質問したい、さうすると我が陸軍に於ては、關東都督になる適材がない、それであるから十六年前の非役軍人を起してさうして現役に復せしめた、御答の中滿鐵鐵道の事がありましたが、私は是は問ふて居りませぬ、質問外でありますから、此點に付て彼此申しませぬが、苟も十六年から前の軍人關係者を現役に復せしむると云ふやうなことは、今日露西亞其他の秩序の無い國は別でありますが、我國の如き一級一階を爭ふ陸軍部内に於て、さうして一昔半以上の軍人を復活して、それで以て陸軍全體の秩序が保てると云ふ御意見は、現役陸軍大臣として果して適當と考へらるゝかどうであるか、此點を重ねて伺ひます。

〔國務大臣大島健一君登壇〕

○國務大臣(大島健一君)　前に申述べましたので、唯今の御問には既に御答申して居ると思ひます、最も此業務に適當する人を取るの必要を認めて、破格の取扱を致したと云ふことは、前に申しました通りで御分りになり、又それが必要であると云ふことも御分りになつたらうと思ひます、通常の手續でないと云ふことだけは明瞭に分つて居ることであります必要を認めて斯く取計ひました、其他に於て野村君の御尋の如き、軍紀維持に付て彼此申す事など聞きも致しませず、又私は無いと信じて居ると云ふことを申したのであります。

○副議長(濱田國松君)　質問第三は延期の申出があります、質問第四、衆議院議員選擧法違反者處罰の方針に關する質問――廣岡宇一郎君。

四　衆議院議員選擧法違反者處罰の方針に關する質問(廣岡宇一郎君提出)

〔廣岡宇一郎君登壇〕

○廣岡宇一郎君　頗る簡單に質問の要旨を陳述致したいと思ひます、近時我國に於て衆議院議員選擧ある每に、多數の違反者を出すと云ふ現狀は、本員諸君と共に我が國家の爲め、又立憲政治の爲に甚だ痛歎に堪へざる次第であります、此弊害を除却するに付ては、種々なる方法があらうと思はれる、即ち敎育の力に俟つこと多きは言ふまでもなく、或は立法事業に俟つべきもの亦甚だ多きことを信ずるのであります、併ながら是等は直ちに其効果を今日現はすことは出來ぬのですから、當面の問題としては司法權の作用、司法權の活動に俟たなければならぬのである、でありますからして主として司法權の作用、司法權の活動に付ての質問を致したいと思ふのであります、所が此司法權の作用に付ても、曩きに行はれたる――大正六年に行はれた衆議院議員選擧に付て疑ふべき點が多々あるので有ます、例へば從來明治二十三年以來曾て見ざる多數の、即ち全國を通じて二萬七千人と云ふ如き違反者を出したるが如きは全く從來例の無いことである、是等は司法當局の人が唯爬羅剔抉を努めた結果ではないかと云ふことを國民と共に疑つたのであります、果して其の他爬羅剔抉に努めた結果として、檢事の行動が往々法規の外に逸して、人權を蹂躪した形跡があるかの如く本員等は疑を存して居るのであります、併ながら今日は質問の範圍を頗る收縮して、單に是等の違反者に科すべき刑罰の輕重に付てのみ司法當局の意見を聽きたいと思ふのであります、言ふまでもなく刑罰は犯罪の情狀に依て輕重を來すことは、刑罰の目的である、然るに大正六年に行はれたる選擧に依て生じたる違反者に對する刑罰の科し方は、果して犯罪の情狀に重きを置いたかと云ふと、此點は甚だ疑を持たなければならぬ、又全國の違反者を通覽するに千遍一律である、最も違反者の中に多き買收事故に付て、買收されたる選擧人は罰金、買收したる所の人の中一區劃の運動者は輕き體刑、一歩進んだる總體の策戰に從事したる運動者は重き體刑、此三種に別かれて、即ち被告人の選擧運動に從事したる位置如何に依て、刑の輕重を區別して居る形迹が歷々として現はれて居るのであります、斯の如き犯罪の情狀如何を見ずして、被告人が其選擧運動に從事したる位置と境遇ばかりを見て、刑の輕重を區別すると云ふが如きは、眞に之に依て刑罰の目的を達し得べきものなるや否や、本員は此點に付て頗る多大の疑問を有つて居るのであります(拍手起る)若し又之に科したる所の刑罰に至つては、實に驚くべき過重の刑を科して居るのであります、二十三年以來、今日までの經過を見ますれば、罰金刑と云へば大抵五圓十圓、二十圓位の刑でありましたが、今回の罰金刑は買收をされたる選擧人に對しても、少くも三四十圓乃至百圓以上の罰金刑を科して居ります、體刑の如きは甚しきに至つては、五箇月、八箇月と云ふやうに從來に例の無い所の重き體刑を科して居るので有ます、殊に最も從來と著しく其結果を異に致して居るのは執行猶豫の一點であります、從來の執行猶豫の如きは、體刑者に對して二割七八分乃至三割五分位執行猶豫の恩典を與へて居りましたが、第十二回の選擧に於ては五分何厘に減り、今回の衆議院議員の選擧に付て執行猶豫の恩典を與へたと云ふものは、全國に寥々として殆ど指を屈するに足るだけの數しかないでは有ませぬか、由來此選擧法違反に關して特別なる現象は何であるかと云へば、累犯の少ない事である、他の竊盜、强盜、財産に關する所の罪の如きと違ひまして、一たび刑罰に處せられたならば再犯の數は是程少い犯罪は他の犯罪に見る事の出來ない現象であります、でありますから從來五圓若くは十圓の罰金を科したる者でも、其後に於て其刑罰が輕いからと云ふて再犯のあつた例はない、執行猶豫に於ても三割五分二八分の執行猶豫を與へましても、其執行猶豫の恩典の趣意に背いたる被告人は寔に少ないのであります、然るに刑法上斯の如き恩典を全くと申して宜い位に適用せぬと云ふが如きは、頗る過重苛酷の刑罰であると本員は信じて疑はぬのであります(拍手起る)殊に起訴後に無罪の割合の如きも、從來二割乃至三割以上の無罪の割合がありましたが、今回は一分五厘と云ふ僅少なる無罪の例になつて居りまする、要するに此等の從來に於て餘り輕い刑罰を科したるがために、此刑罰に懲りずして更に累犯を爲すと云ふが如き場合には、重き刑を科しても宜からうではあらうが、從來刑罰の目的を達して、其者を改悛せしめたる形迹の顯著なるにも拘はらず、次第に此刑罰を重くすると云ふ事柄は、果して如何なる理由に基くのであるか、本員の考ふる所に依れば、選擧法違反の如きは餘り多く罰するの必要はないと思ふのであります、病を治めんと欲する者は先づ其病根を知らなければならぬ、我國に於て何が故に選擧違反者の數が斯の如き多數に上つて居るかと言へば、當面の司法大臣は能く此間の消息を知つて居る筈である、即ち昨年總選擧のある前に當つて、全國の司法官を東京に招集し、此時に於て司法大臣は訓示の演說をして居る、其演說に「選擧事犯に對する制裁の恐るべきことを自覺せず甚しきに至つては投票の賣買若くは利益の授受を爲すを以て選擧界の常の事と思惟する者あり弊風の馴致する所因襲久しきに依る」是が即ち選擧法違反の我國に多い所以である、投票の賣買、金錢の授受の如きものは選擧界の常事である、犯罪でも何でもない、普通一般の行爲であると國民が迷信を致して、其因襲の久しき此處に選擧法違反が多數出るのである、既に斯の如く原因が明白になつて居れば、之を醫するの方法は知るべしであります、即ち選擧民をして――國民をして斯の如き行爲は立憲政治の下に於ける一大罪惡である、法律上の正しき犯罪であると云ふ自覺を與へれば則ち足れりであります(拍手起る)之に臨むに重刑を以てし、之に臨むに嚴罰を以てするの要は孰れにあるか、然るに此自覺を與ふるの方法は、矢張重刑嚴罰を以てするの要はない天皇の名に於てする所の裁判所の權威ある宣言を爲せば即ち足れりであります、でありますからして本員の信ずる所に依れば、此等の弊風を除去するならば、此處に犯罪があれば必ず罰すると云ふ所の必罰主義を採ることは本員素より異存はない、然れども犯罪あれば重く罪すると云ふ重罰主義を採る必要はないと思ひます、然るに現在の司法當局の方針は重罰主義を採つて、必罰主義を採つて居ない、一昨日か高木君が豫算委員會に於て述べて居りまするが、二千五百人の違反者を出して八萬圓の金を使ふて、而して肝腎の候補者は罰を受けずして免れて居ると云ふことを高木君が言うて居る、本員斯の如き候補者のありや否やは知りませぬ、併ながら假りに斯の如き候補者があつて、其候補者は平生多辯なるにも拘らず、一言半句も議會に於て出さずしてからに、頗る謹愼の意を表したるが如くに裝うて、六箇月の時効が過去つて時効に係つた場合には、知らぬ顏をして大言壯語をし毒舌を弄して(拍手起る)議場を横行濶歩するが如き者が有つたならばどうするのであるか、其人の厚顏無恥憎むべきは兎も角もと致しまして、司法權の信用、司法の威嚴は何に依て保たれるのであるか、故に私は若し斯の如き横著なる不德義なる所の候補者があるならば、斯樣な候補者こそ必ず罰せなければならぬのである(拍手起る)而して重く罰する必要はない、本員は必罰主義を採るの可なるを認めて、未た重罰主義を採るの可なるを認めぬのであります、然るに政府は本員等の所見と異にして、選擧法違反に對する所罰は追年過重に陷るの傾向があるが故に、本員は之に對して何故に斯樣に方針が轉々して行くのであるか、果して向後更に一段の重罰主義を司法省は採るのであるか、今や

大正六年に於ける所の選擧の違反者の裁判は、裁判所に繼續して猶ほ未決の者が多數あります、國民は此司法當局の處罰方針に付て多大の疑を有して居るのであるからして、此點に於て司法省の明瞭なる御意見を伺ひたいのであります、而して御答辯を得る前に於て豫め司法當局に一言を致して置きたいのは此席に於ける所の司法當局の答辯が、若し重罰主義を採るものであると言明し執行猶豫の恩典を與へぬのが正當であると云ふことを若し言明するが如きことがあつたならば、全國の裁判官は必ず此司法大臣の意見に重きを置いて、益々今後執行猶豫の恩典を――法律の恩典を無視し、益々重罰主義に陷るの虞ありと本員は信ずるのでありますからして、此點に付ては愼重なる考慮の上に、適當なる御答辯あらむことを希望するのであります(拍手起る)

○副議長(濱田國松君)　松室司法大臣。

〔國務大臣松室致君登壇〕

○國務大臣(松室致君)　唯今の御質問に御答辯を致します、此選擧法違反の處分に付きまして、大正六年の總選擧に於きましては、前例の無い多數の違反者を出しまして、隨つて處罰も多かつたと云ふことは、本大臣の甚だ遺憾とする所であります、元來政府は決して此嚴罰主義、多く檢擧をすると云ふやうなことは甚だ好まぬ所であるが、併ながら此選擧の度每に趨勢は段々違反者を多く出して行くやうな傾きになつて居りますから、隨つて此度も違反者を多く出したと云ふのは、洵に已むを得ない次第でありまして、心ならずも之を檢擧せねばならぬと云ふのは甚だ遺憾とする所であります、併し此點は御質問の主眼ではないやうであります、必罰は宜しいと云ふ御趣意でありますから、此點に付てはもう別に辯明を致しませぬ、唯だ重く罰せよ、重刑を科せよと云ふ方針を執つたかと云ふ御質問でありますが、御承知の通りに裁判所の事は裁判所の見る所に委せてある、刑の輕重――科刑の輕重と云ふことは、法律の定めて居る範圍に於て、裁判所自から之を斷定するので、決して司法大臣が之を指揮すると云ふやうな事はないのであります、況や又本大臣に於きましては、過當な重き刑を科すと云ふ方針は決して執つて居らない、犯罪の情狀に適當した刑を科せよと云ふことを、檢事に對しては豫て申して居るのであります、又其點を始終監督して居るのであります、それは獨り選擧法違反のみに限らない、總ての犯罪に付て過當なる重い刑を科しはせぬか、又餘り過當な輕い刑を科しはしないかと云ふことは、豫て監視をして居るのであります、此點に付ては決してさう云ふ方針を執つて居らないと云ふことを明言して置きますから、どうか御安心を願ひます、それから其過當の重刑を科したと云ふことに付て、色々御引例がありましたが、之に付て少し辯解を致して置きますのは、大變無罪が少ないと云ふ御說もありましたが、此無罪の少いと云ふのは、司法大臣に於きましては大に喜ぶので、徒らに檢事が不行屆の搜査をして、さうして罪の無い人に對しまして起訴を致しますると云ふのは、是は大に愼まねばならぬことであります、隨て檢事が起訴をした被告人に對しまして裁判所が無罪を言渡すことが少ない、有罪が多いと云ふのは、即ち檢事の注意が能く行屆いたと云ふ證據でありまして、是は甚だ喜ぶべき現象である、それから執行猶豫が少ないと云ふ御話でありますが、此の執行猶豫と云ふことに付きましても、豫て此選擧法違反の犯罪のみならず、總ての犯罪に付て檢事が起訴を致しまする以前に、能く調査をして、執行猶豫を與へねばならぬと云ふやうな事件に付ては、多くは檢事が起訴猶豫をして居るので、執行猶豫と云ふのは訴を起して裁判所で檢事は刑に處せよと言ひますけれども、どうも可愛想だ、そこで刑は言渡すけれども、其の執行を猶豫すると云ふことになるのでありますが、其起訴と云ふことの手續をしませぬで、檢事の手に於て能く其人を戒めて、さうして起訴を猶豫すると云ふ手續を執つて居るのであります、是も段々檢事が熟練致して參りますからして、段々執行猶豫の少なくなると云ふ現象は、是は本大臣に於て矢張喜んで居るのであります、併ながら此大正四年の總選擧と、大正六年の總選擧とを比較して見ますると、此執行猶豫の多少と云ふ點に付きましては、左程の差は無いので、私が是迄調へて居る所に依りますと殆ど差はない寧ろ此度の方が幾らか執行猶豫の數は多くはないかと云ふ感想を思つて居るのであります、併ながら是は今突然に御說に對しまして私が御答を致すのでありますから十分に取調べた結果ではない唯だ私が是迄取調べて居る結果に付きまして記憶を喚起しますれば此度の方が寧ろ執行猶豫は多くはないかと云ふ感想を持つて居るのであります、是丈の事を申上げて置きます、尙ほ委しい事正確な事を御承知になりたいと云ふことでありますれば、能く調査を致した結果を御知らせ致しまするのであります、私はさう云ふ感じは持つて居りませぬ、矢張以前と今度と何も違つたことはないと思ひます、唯だ此度は檢擧の數が多いものでありますから、禁錮の刑を言渡した人員が大分多くなつて居るやうに思ふのである、それだから第一には政府の方針として、過當の刑を科すと云ふやうな方針は、固より執つて居らないのであります、それから又實際に於てもさう云ふ取扱はして居らないと云ふことを申上げて置きます。

○廣岡宇一郎君　一寸簡單に伺ひたい、前回に比例してと云ふのである、例へば執行猶豫の如き以前に三割五分から少くも二割八分位に減つたと云ふ事は司法省の統計で明かである、然るに五分何厘位しか執行猶豫を與へてない確かに以前の六分の一位しか與へてないと云ふ事柄に付て疑を持つたので有ます今一つ是は司法大臣から答辯が斯くあると信じて居つたのであるが刑の輕重は司法官が法律を適用する範圍内に於て十分やるのであると云ふ、此答辯は當然である、併ながら實際に於て司法當局の方針が、司法官を左右して居るのである、それは先刻朗讀したる司法大臣の訓示に斯う云ふ事が書いてある、「投票の賣買を爲す者に付ては嚴重の處分を加へて法の威嚴を示す」斯の如き訓示を與へて居るのである之を以て見ても今日の司法官が――獨立の司法官が自由に法律の適用をすると云ふて、國民が承知致しませうか、斯樣なる訓示は後御廢止を願ひたいと云ふのが即ち其一なんである、嚴重に司法處分を加へて法の威嚴を示せと云ふ如き司法大臣が訓示を與へたならば、我國の司法官は必ずや此旨を承けて重罰主義を執ることの明かなることは、十分推測の餘地があると思ふのである、でありますから唯だ司法官の性質上獨立したる裁判官であるが如き御答辯を下されずして、以後はどうか斯樣な嚴重なる御訓示は廢して貰ひたいと言ふのである、眞に司法官をして獨立せしむるならば訓示は要らない筈である、自由なる裁斷を爲さしむるやうにして、法律の恩典に成るべく浴せしむる方針を執られんことを吾々は希望して、此質問を致すのであります(拍手起る)

○副議長(濱田國松君)　質問第五、中等教科書不當値上に關する質問――奥村三樹之助君。

第五　中等教科書不當値上に關する質問

(奥村三樹之助君提出)

〔奥村三樹之助君登壇〕

〔拍手起る〕

○奥村三樹之助君　本員は中等教科書の不當値上に關して質問を致したいと思ひます、文部省が昨年中等教科書業者の申請を容れられまして、さうして此教科書の値上を致しました、併ながら此中等教科書の値上をされたる理由は、何であるかと云へば紙の騰貴である、戰爭の結果として紙價が騰貴したと云ふ理由の下に、中等教科書業者が文部省に迫つたのであります、所で文部當局者は其事情を認めて之を御許しになつたと思ひます、即ち大正六年度に於きまして一割、大正七年度に於て五分、所謂本年からして大正五年度に比べると一割五分の値上であり、紙價が騰貴したと云ふならば、値上は甚だ適當と思ひますが、私の調べた所に依ると、中等教科書業者が此値上に依て非常に不當な利得を得て居ると云ふことになる、若し果して中等教科書業者が不當の利得を得て居るならば、吾々國民として大に之を糺彈しなければならぬのである、諸君、中等教育と云ふことは今日に於きましては、殆ど普通教育であります、所謂全國の中學校、或は工業學校に於きまして女學校に於きまして、或は夜間――晝間働いて居る所の子供が夜間通つて行く學校の如き、所謂普通教育であります、此の中等教育に對しまして、夫等學生の用ふる教科書を、不十分なる調査の下に文部當局が値上を許したとすれば、實に私は帝國の國民教育の上に重大なる缺陷であると私は考へる(拍手起る)而して私が事實として論ずる所のものは、此一割五分の値上と云ふものが甚だ不當である、何故なれば是等營業者なるものは常に獨占的の事業である日本全國に今や中等の教育の學校は二千百十餘校であります、是等多數の學校――尙ほ地方の經濟が許すならば、今後此學校の數は大に增加すると思ひます、要するに是は國民生活の必要上少くも中學位は卒業しなければ、我帝國の國民として到底以て進步發達は出來ぬのである、斯樣な中學教育の根本なる此教科書に向つて、文部當局は一部營業者の利益を圖らんが爲と云ふと語弊があるか知りませぬが、兎

に角此不十分な調査の下に値上を許したと云ふことは、吾々は實に遺憾に思ふのであります、諸君、昨年の紙價暴騰を調べると、多くは教科書業者其者が買占、或は先約をしたが爲に此紙價が暴騰したと云ふのであります、即ち自分等が先約して紙價を暴騰せしめて置いて、さうして紙價が騰貴したと云ふ理由で、是が値上を要求したと云ふことは、甚だ私は不可解と思ふのである、殊に此教科書業者が使つて居る紙は、戰爭前仕入れた非常に廉い紙を使つて居るに拘らず、一朝歐洲戰亂の結果、市場の紙價が騰貴したと云ふ理由の下に値上をしたのである、然れば何故文部當局は、國定教科書に付て値上をしなかつたか、文部當局者は此國定教科書なるものは、所謂小學の教科書であるので、紙は惡くしても値上はすべからずと云ふ理由であると考へる、然るに中等教科書に付て値上を是認されたのは、甚だ是は不可解に感ずるのであります、此點に付きまして文部大臣は如何なる御考を以て、之を御許しになつたのでありますか、私は尙ほ茲に事實を列擧しまして諸君に御報告したいのは、此紙價の騰貴と云ふことの理由に依つて値上を許したならば、少くも教科書業者は高い値段の紙を以て作つたもののみ上げなければならぬのである、然るにどうです、彼等教科書業者が紙價の騰貴したと云ふ理由に依て値上されたに拘らず、大正二年に於て作られた書物に向つて、斯樣な別の版を拵へて、大正六年度改正値段幾らとして之を賣つて居る、斯の如きは果して紙價騰貴に依ると云ふ理由に依て値上された所の問題に觸れて居るのでありませうか、此點が私は教科書業者が暴利を敢てしたと云ふことの事實として、諸君に御報告申したい次第であります、諸君、斯樣な事を以て此獨占事業たる中等教科書業者を、一面保護せられる如き國民に疑惑の感を與へるとするならば、私は文部省の國民教育の上に偉大なる所の惡影響を與へるものと信ずるのであります、故に文部當局に於きましては果して是等の事情を十分御調査の上御許しになつたものかどうか若し不十分の調査でございましたならば、今後皆値下を御命令なさる所の御意見がありますか、如何かと云ふことを質問して、私は此壇を降ります。

○副議長（濱田國松君）　岡田文部大臣。

〔國務大臣岡田良平君登壇〕

○國務大臣（岡田良平君）　唯今御質問に簡單に御答を申します、唯今御述になりまし通り、如何にも中等教科書の定價の値上を許したと云ふことは事實であります、併ながら是は唯今御話のございます通りに、決して不十分の取調の結果で、此の定價の値上を許したと云ふことではございませぬで、精しく諸物價は騰貴、殊に教科書の材料となつて居りまする所の紙、或は印刷用「インキ」、並に教科書に關係致しまする者の勞力と云ふが如き、總ての事項を精しく調査致しまして、其結果唯今の御話の如く、定價の値上を許しましたのであります、是は固より喜ぶべきことではございませぬ、で若しも諸物價は非常に騰貴するにも拘らず、此中等教科書の定價だけは上げずに置くことが出來ますれば、最も喜ぶべきことでございますけれども、是は營利事業として教科書業者に許してあります以上は、此營利者の利益ある――相當の利益即ち彼等が營業を維持して行きますだけの利益を得させると云ふことは、是は已むを得ませぬことで、唯今其精しき調査の材料を此處で御話することは差控へますでございますが、戰前と戰後と――此戰爭の始つた當時と戰爭の進みました後と比較致して見ますると、諸物價は孰れも皆騰貴致して居る、此中等教科書の定價の增加と云ふものは、諸物價の騰貴に比較して見ますと、寧ろ比較的其率が低い方でございます、御承知の通り新聞も多くは定價を上げて居るやうでございます、或は其他の印刷物も總て皆定價を上げないものは無いのであります、それ等に比較して見ますると、此中等教科書の定價の增加と云ふことは、決して不當の事ではございませぬのであります、然らば國定教科書の定價を引上げなかつたのは、どう云ふものであるかと云ふ御尋もございましたが、國定教科書も實は定價を引上げると云ふことは、其事業に關係して居る者の皆希望致した所であります、併ながら當局者と致しましては、此國民多數の教科書となつて居ります所のものを、定價を引上げると云ふことは出來得べきだけ之を防ぎたいと云ふ考を持ちまして、種々苦心を致しました結果、漸く今日までは定價を引上げずに參りましたのであります、それは此中等教科書は國定教科書と違ひまして、國定教科書は申すまでもない皆さん御承知の通りに、文部省で總て原稿を編纂致しまして、其中に入つて居る插繪に至りますまで文部省で總て作りまして、之を彼等に渡してやるのであります、さう致しまして會社を設けさせまして、此會社に向つては文部省特別の監督を致して居るのでございます、普通の營利會社とは大變に趣が違つて居ります、而して豫て此會社に向ひましては、拋なからざる所の特別準備金と云ふものを積立てさせて置いたのであります、是は即ち今日の如き時局に應ずる爲の用意であります、其積立をさせてありました故に、一方に於きましては此用紙の紙質を幾分粗惡に致しまするると同時に、豫て積立てた所の多額の準備金を支出致させまして、之を以て此定價を維持して今日までは參つて居るのでありますが此準備金のある限りと云ふものは、定價を維持すると云ふことがまだ出來るのでございますが、此準備金が盡きました曉には、定價を維持すると云ふことが中々に困難になりまするので、此點に付ては當局者も苦心致して居るやうな次第であります、斯樣なる次第で、國定教科書は幸にして今日まで定價を引上げませぬで參りましたが、中等教科書――發行書肆の隨意の營利事業になつて居りまする中等教科書に付ては、唯今の如き特別の準備金もございませぬのでありますから、此際多少の定價を引上げると云ふことは、是は已むを得ぬことと思ひまして、當局者は認可を致しましたのであります、唯今序に御尋がございましたが、是は或は認可を取消すとか、或は引下げるとか云ふ意嚮は無いかと云ふやうなことでありましたが、是は一年限りの許可を致して居ります、一年限りに臨時に定價を引上げると云ふことが許してありますから、若しも次の年度に於て物價が幾分下落致しまして、定價を引下げましても、印刷出版會社に於きまして相當營業が出來まする見込が立ちますれば、來年に入りまして或は之を引下げさせるかも知れませぬ、是だけ御答を致します。

〔副議長濱田國松君議長席を退き議長大岡育造君議長席に著く〕

○議長（大岡育造君）　日程第一、輸出菓子糖果原料砂糖戻税法中改正法律案の第一讀會を開きます、勝田大藏大臣。

第一　輸出菓子糖果原料砂糖戻税法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

輸出菓子糖果原料砂糖戻税法中改正法律案

輸出菓子糖果原料砂糖戻税法中左ノ通改正ス、

第一條中「砂糖ヲ用ヰ製造シタル」ヲ「砂糖、糖蜜又ハ飴ヲ用ヰ製造シタル」ニ、「砂糖ニ對シ」ヲ「砂糖、糖蜜又ハ飴ニ對シ」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣（勝田主計君）　唯今議題になつて居ります法律案に、御承知の通り今回政府の財政計畫の上に於きまして、砂糖消費税法中に改正を行ひまして飴を糖蜜と看做して課税すると云ふことに致してあります、其結果と致しまして飴を原料として造りました菓子、或は糖果の如きものは輸出致しまする場合に、砂糖と同じく戻税をする、斯樣な法案でございまするで、御審議の上御協贊を願ひます。

○議長（大岡育造君）　別に質問が無いやうでありますから、日程第二、右議案の審査を附託すべき委員の選擧に移ります。

第二　右議案の審査を附託すへき委員の選擧

○岩崎勤君　本案は曩に特別委員に附託したる砂糖消費税法中改正法律案に聯繫するものであります、故に同一委員、即ち所得税法中改正法律案外十一件の委員に併せて附託せられむことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、仍て本案は曩の所得税法中改正法律案外數件の委員に付託することに決します、日程第三、大正五年法律第四號中改正法律案の、第一讀會を開きます、勝田大藏大臣。

第三　大正五年法律第四號中改正法律案（政府提出）　第一讀會

大正五年法律第四號中改正法律案

大正五年法律第四號中左ノ通改正ス

「三千四百萬圓以内」ヲ「八千八百萬圓以内」ニ改ム

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣（勝田主計君）　大正五年法律第四號は、御承知の如く臨時事件に要する財源に關しまする所

の法律でございます、此法律に依りまして、政府が公債又は借入金をなしたる限度が定めてありまして是が三千四百萬圓と云ふことになつて居ります、然るに今回政府の提出致しました所の豫算で、御承知の如く臨時軍事費に於きまして、財源と致しまして三千百餘萬圓と云ふものを、借入金又は公債に依ると云ふことにいたしてあります、又臨時事件豫備費に於きまして、二千二百萬圓を借入金に依ると云ふことで提出をいたしてあります、隨て此法律に是等の金額を合算して御協賛を求める必要がありますので、三千四百萬圓を八千八百萬圓と改めると云ふのが此法律の趣旨でございます、御審議の上御協賛を願ひたうございます。

○議長(大岡育造君) 日程第四、右議案の審査を附託すべき委員の選擧を議題と致します。

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勲君 本案の委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議なきものと認めます、即ち其如くに決しました――日程第五、市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案の第一讀會を開きます――岡田文部大臣。

第五　市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案(政府提出)　第一讀會

市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案

市町村立小學校教員俸給國庫負擔法

第一條 市町村立小學校ノ正教員及准教員ノ俸給ニ要スル費用ノ一部ハ國庫之ヲ負擔ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ國庫ノ負擔トシテ支出スヘキ金額ハ毎年度千萬圓ヲ下ラサルモノトス

第三條 國庫支出金ハ第四條ノ規定ニ依リ交付スル金額ヲ除キ其ノ半額ハ前年六月一日ニ於ケル市町村立小學校ノ正教員及准教員ノ數ニ、他ノ半額ハ前年六月一日ニ於ケル市町村ノ就學兒童數ニ比例シテ之ヲ市町村ニ交付ス

第四條 文部大臣ハ國庫支出金ノ十分ノ一ヲ超エサル範圍内ニ於テ資力薄弱ナル町村ニ對シ特ニ交付金額ヲ增加スルコトヲ得

第五條 本法ノ適用ニ付テハ市町村組合又ハ町村組合ハ之ヲ市町村ト看做ス

市制又ハ町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル市町村ニ準スヘキ公共團體、其ノ組合又ハ小學校設置區域亦同シ

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣岡田良平君登壇〕

○國務大臣(岡田良平君) 唯今議題になりました市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案の大要を説明致します、此法律は既に御承知の通りに、小學教育に向つて國庫の支出を致さうと云ふ趣旨でございまして、此前當議場に於きまして御質問に應じて私は御答を申して置きました通りに、國民教育を全然市町村の負擔に委せると云ふことは、國民教育の本旨に違ひますので、明治五年の學制頒布の當時に於きまして、已に國庫から相當の支出を小學教育に向つて致すと云ふ、其主義は定められましたのでございます、爾後數年間其主義に從ひまして、國庫から相當の支出を致して參つたのでございますが、當時西南の戰役、其他財政の困難を極めましたが爲に、此國庫支出と云ふことは全く中止になりまして、爾後之を復舊しなければならぬと云ふことは、教育界は勿論のこと、總ての方面に於ける所の問題になつて居りましたのでありますが、其時機が到來致しませず今日に至つたのでございます、然るに歐洲の戰亂其他四圍の事情は決して之を等閑に付すと云ふことは最早此上許さぬと云ふ場合になりましたので、昨年は當議會に於きましても、殆ど滿場一致の御建議が出ましたやうな次第でございます、仍て是等の趣旨に基きまして、茲に此法案を提出致しました次第でございます、尚ほ其法案の詳細に付きましては委員會の説明に讓ることゝ致しまして、諸君に審議の上協賛を與へられむことを望み置きますのでございます。

○荒川五郎君 議長――質問があります。

○議長(大岡育造君) 是は通告があります――質問の通告があります、松本誠之君。

〔松本誠之君登壇〕

○松本誠之君 極く簡單に文部大臣に私は御尋を致して置きたい、市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案、唯今文部大臣の御説明を承りまして豫め分りましたが、尚ほ詳細の事は委員會に於て説明をすると云ふ御言葉でございましたが、今私が此處で御尋を致して承つて置きたいと云ふ考は、此の法案に據りますると一千萬圓の金を年に御出しになつて、さうして毎年六月一日現在の正教員准教員、又其六月の就學兒童の數に依て全國の市町村に之を交付されると云ふことになつて居る、其他千萬圓の中の十分の一を、更に是は貧弱なる町村に特別に交付する、斯う云ふことになつて居るやうに考へますが、さう致しまするのに、現在の有樣を見まするのに、大阪とか若くは神戸とか、東京とか、京都とか云ふ所の大都會に於きまするのに、今日の國民生活の狀態の有樣を見れば、決して此教育上の入費或は負擔と云ふやうな如きに至つては、左程苦みを感じて居らない、唯だ此國民教育の經費に對して、最も產業の發達を妨害し、或は其負擔に苦んで居ると云ふのは、實際全國に於ては其村落が八九分も占めて居るのでございます、其市に次で又町なるもの――町なるものと云ふやうなものに於きましても、左程此教員の俸給、或は學校の改善、器具の買入、是等の事に付ても左程苦みをして居らぬ、唯だ村落と云ふものが最も負擔の重きに苦んで居つたのでございます、そこで今度此一千萬圓と云ふ金を全國に割當に相成る上に於きましては市と云ふものに對する所の交付と云ふ其率の點は如何な文部大臣の御考がございますか、之を一つ承つて見たい、それから又山間僻地の彼の最も偏鄙な土地に參りまするると、良教員を得られない優良なる教員を能う雇つて居らない、それが爲に生徒の試驗の上に於きましては成績が良くない、成績が良くないに付きましては其村が矢張貧弱であるが爲に、優良なる教員を雇入れると云ふことも出來ないやうなことでございまして、洵に山間僻地の村落なり貧弱なる村々に參りますると、國民教育なり學校の狀態は屢々自分も視察致しまして觀に參りましたが、洵に市町村などに於て――市町に比べますると、又其便利なる所の村落に比べますると、實に僻地にある土地の兒童に對しては洵に氣の毒であり、又憫然の感を起して居るのでございますが、此度此金を御出しになるに付きましては、其山間僻地の良教員を得て居らないし、又生徒の成績が惡いと云ふやうな所の教員、其ものを幾らか地方官に命じて、之を改良されると云ふやうな御考もございまするか如何でございますか、又もう一つ私が御尋を致したいと云ふ考は、今度の國庫補助から出ます金に付て全國の教員に對して俸給を增加されると云ふことに付きましては、其俸給增加の率がどれ位の割合になりますか、之をもう一つ承つて置きたい、尚ほ最後に私共は此全國――我帝國の國民教育、此義務教育は切めては教員の俸給だけは、國庫の金を以て教員らしい人間を使つて、さうして教育らしい教育をさせたいと云ふのが私共の考である、從來は村々に於きましては役場で月給を貰ひ――町役場で貰ひ、市役場で貰ひ、實に日本帝國の今日の小學教員の心術の陋劣なる給料の二圓か三圓か多きに依て其學校を轉じて、他の學校に移ると云ふやうなことは實に頻繁である、又村長、町長、助役、收入役、村々の村會議員、金持の人々などには大いに諛を致して、阿諛諂佞至らざるなしと云ふ感じがある、貧乏人の子供に對して十分に世話が行屆かない、金持の子女に對しては幾らか優遇すると云ふやうな癖が、何れに至ても今尚ほあるのである、故に自分共の考は、此教員の俸給だけでも將來國庫から之を全體に支辨して、教員らしい教員者らしい地位を保たしめて、其職務に忠實なる國民教育に力を盡させると云ふ希望でございますけれども、我國の今日の財政上に於てそれが出來ないことは致方がございませぬが、現文部大臣に於ては、此教員の俸給だけでも、將來進んで國庫から負擔をしてやらうと云ふ所の御考がございまするや否や、之を一寸伺つて置きたいのであります。

〔國務大臣岡田良平君登壇〕

○國務大臣(岡田良平君) 唯今の御尋に簡單に御答を申上げます、第一は此國庫から支出を爲すに付ては、成るべく貧なる所に厚くし富んだ所に薄うすると云ふことは、是は質問者の御意見の通り當局者に於ても同感でございます、但其方法は如何に致したならば宜しいかと云ふことに付ては、却々困難な問題であります、それ故に種々研究調査を致しました結果、第三條にございまするやうに、凡そ市町村の正教員准教員の數に依て半額を分配し、殘りの半額を就學兒童の數に於て分配致すと云ふことに定めましたのであります、然らば市はどうなるかと云ふ御尋でありますが、市も矢張同樣の率で分配致すのでありますが、左樣致すと市が割合に好くなりはせぬかと云ふ御見解のやうでございますが、是は必ずしも左樣にも申されませぬかと思ひます、市の方に於

きましては、既に現在に於て俸給が比較的高くなつて居り、町村よりは餘程割合が高くなつて居りますので、市の方の者の希望は、此高い俸給に割當てゝ或は一割、或は二割とか云ふものゝ配當を希望すると云ふやうな意向も段々ござりますのでござりますが、斯樣に致しますと、唯今の貧村に厚くすると云ふ其反對の結果を生じまするので、即ち貧富の區別なく其兒童の數、教員の俸給の高い安いに拘はらず其數を押へまして、それに應じて分配を致すことに致したのであります、故に絕對數を申しますると市の方が幾分か厚く補助を受くるやうになるかも知れぬが、併し其割合から申しますると、市は薄く町村は厚くなると云ふことに相成りますので、ございます、殊に此第四條に於きましては、特別に力の乏しい所の町村に於きましては、更に別段の配付を致すことになりますのでございますから、此兩方の作用に依りまして、唯今の質問者の御述べになりました如き趣旨は貫徹致す考を致して居るのであります、第二の御尋の山間僻地の教員は洵に人を得るに困難であるが、如何に之をするかと云ふ點でございます、で此點に付きましては、從來地方長官に於きましても、絕へず苦んで居りました點でございますが、此法律の結果に依りまして、貧村にも相當の補助を與へると云ふことが出來まする以上は、今日に比較しますれば必ず山間僻地に於きましても、唯今よりは良い所の教員を得ることの途も附きませうと思ひます、併ながら尚ほ其外にも出來得べきだけ努力を致しまして、山間僻地の良教員を得ると云ふことに努むる考を致して居りますのでございます、次に御尋が、是は成るべく薄給の教員に餘計に增俸を致しまして、其俸給の進むに從ひまして、增俸の率を少く致す考でございます、で低い所に於ては或は三割位の增俸を致したいと考へて居ります、段々上へ上るに從ひまして、一割或は一割半と云ふ如くに減じて參ります、之を全體に通じてどれ程になるかと云ふ事は、今日計算が立て兼ねます、次の御尋の俸給の全額を國庫から支出するの意思ありや否やと云ふの意味の御尋であつたやうでござりますが、是は希望すべきことかも知れませぬが、併ながら却々多額の費用を要することでございますから、未だ之に對して見込は立つて居りませぬのでございます、それだけ……

○荒川五郎君　手短に御尋して置きます、此法案は國庫負擔法と云ふ題目でございますけれども、中の箇條を見ると云ふと、一つの補助に過ぎない、唯今文部大臣の御說明の中にも、補助する額がどうと云ふやうな御說明もありました、政府は唯だ國庫負擔法と云ふ名を爰に藉りたのみで、其實は町村にまるで補助すると云ふので案を立つたのでございますが初めの御說明には時局の結果は今日の儘に置かれぬで、それで此案を立て、國庫の支出を致すと云ふので、國庫が教員俸給の支出をすれば、いつまでも國庫費でなくちやならぬ、で國庫費として教員に若し支出せらるると云ふことであれば、即ち國庫之を負擔すと云ふ法文に據れば、其給料なるものは如何にして支出せらるるか、國庫として俸給が如何にして教員に是で與へられるのであるか、唯だ國庫が金を出す時分に他に出すので、それ等は市町村のことであると言へば、國庫が負擔するのではない、國庫が之を市町村に補助をするのである、此表題とさうして箇條とは、全く相容れぬやうに考へるのであります、現に第三條にも補助するとはありませぬ、交付すとありますけれども、教員の數なり兒童の數に依て、與へると與へぬものとは即ち市町村費なのでありませう、交付した以上は國庫費ぢやない、國庫が俸給を負擔するのぢやない、國庫がそれに補助致したのであります、其本案の骨子たる大體がまた一向御說明で要領を得られませぬ、果して之が國庫が負擔する第一條に在るが如く、國庫之を負擔すると云ふ――飽まで此費用は國庫が負擔する、一部の人が負擔すると云ふならば、如何にして此會計は出來上るのでございますか、國庫金の支出を以て俸給に與へると云ふならば、どう云ふ支出になりますか、吾吾が元望む所は教員の優待に在る、國務の發展を期するには國民教育を盛んにしなければならぬ、國民教育を盛んにするには一つ教員を優待したいと云ふのが、一體教育社會の輿論である、唯だ單に市町村費に補助して、さうして市町村費を助けやうと云ふだけの目的が一體此問題を生じた所以ではないのであります、けれども本案は題目は國庫負擔法と云ふ內部は全く教員優待の精神を貫かんとする所の第一の補助法に過ぎないやうに思ふ、是は單に市町村の費用を助ける爲に、市町村費の上からそれを助けやうと云ふために出でたる一の補助案であるか、或は表題の如き果して國庫負擔法でありとすれば、教員俸給の一部を如何にして國庫金を支出して取扱か出來ますか此二點に付て更に明瞭の御答辯を願ひます

「國務大臣岡田良平君登壇」

○國務大臣(岡田良平君)　唯今荒川君の御尋のございました負擔と云ふ文字の事でありますが、法律の表題には負擔法となつて居りまして內容に於ては唯だ補助と變はらぬと云ふ御尋でありますが、此負擔法と云ふ法律の表題に致しましたのは、即ち此國庫支出金の性質を明らかにする意味であります、此負擔或は補助などと申します字は、左まで正確に遣はれて居りませぬのであります、從來補助と申しますのは、先づ當然其町村でやるべき事であるが、其力が足らぬから他所から助けてやると云ふ場合に補助するのであります、然るに此小學校教育費と申しまするものは、國民教育の性質上、單り町村に委ねべきものでない、國庫も其一部を負擔すべきものであると云ふ、其性質の上から此に負擔法と云ふ文字を遣ひましたのであります、其政府支出金を如何にして用ゐて行くかと云ふ其手續になりますと、即ち第三條にございます通り、市町村に交付致すのであります、交付致すのでありますけれども、單に是は市町村の負擔を輕減してやると云ふ丈の意味でございませぬ、既に當院から建議になりました建議にも一方に於て負擔の輕減を計り、一方に於て教育の改善を圖ると云ふ、此雙方の目的を以て建議になつて居るのでありまして、本案を施行致しますに付ては矢張其雙方の目的を達したいと考へて居るのであります、即ち一方に於て市町村に相當の支出をなし、交付金を與へますれば、市町村の力がそれだけ緩んで參る、緩んで參れば之を以て教育の改善を圖ると云ふことが出來る道理であります、今日迄市町村が教員に向つて十分の優遇を與へることが出來ぬと云ふのはなぜであるか、教員を輕ずるのではない、教育を輕ずるのではない決して輕ずる主旨ではありませぬが、何分町村が負擔に耐へませぬので、已むを得ず十分の待遇を與へることが出來なかつたと云ふ譯でありますから、幸に國庫交付金を受けまして、町村に餘力が出來ますればそれ丈は即ち教育の改善になるのであります、其故に此交付金と云ふものは一方に於て町村の負擔を輕減し、それと同時に教育の改善を計る、此二の目的を達する、さう云ふ計畫を有つて居るのであります。

○議長(大岡育造君)　右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題とします。

第六　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

○岩崎勲君　本案の委員の數は特に二十七名とし、議長の指名にせられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

「「異議なし異議なし」の聲起る」

○議長(大岡育造君)　御異議なしと認めます、仍て岩崎君動議の如く決しました――日程第七第九の議案は、便宜上一括議題となすに御異議ありませぬか

「「異議なし異議なし」の聲起る」

○議長(大岡育造君)　異議なしと認めます……日程第七、東京帝國大學及び京都帝國大學に臨時政府支出金繰入に關する法律案、第一讀會、第九、帝國大學特別會計法中改正法律案、第一讀會――岡田文部大臣。

第七　東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案(政府提出)　第一讀會

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入ニ關スル法律案

(本案は本卷四五頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く)

第九　帝國大學特別會計法中改正法律案(政府提出)　第一讀會

帝國大學特別會計法中改正法律案

(本案は本卷四五頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く)

「國務大臣岡田良平君登壇」

○國務大臣(岡田良平君)　東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案は本回の豫算に於て、判任官以下の者に對して、諸物價騰貴の結果、相當の手當金を交付すると云ふことになつて居るのであります、然るに東京帝國大學及京都帝國大學は特別法律に依て支配せられて參りますので、此支出をなしますに特別の法律を要するのであります、御審議の上御協贊を願ひたう存じます、次は帝國大學特別會計法中改正法律案、此法律は現在の

法律に對しまして、三點に於て改正に相成て居るのであります、第一は北海道の農科大學と云ふものが是迄は東北大學の一部になつて居るものを、新設醫科大學と合せまして、北海道大學として獨立させる積りで御座います、是が此改正を要します第一點であります、第二は東京帝國大學及京都帝國大學は明治三十四年に於て、其定額を定めまして自己特別の必要に應じまして、多少の增減は御座いますけれども、先づ其當時の定額と云ふものを基礎として、今日迄經理をして參つたのであります、然るに諸物價の騰貴並に學問の進步發達に應じまして、此定額を增加するの必要を認めましたので、即ち今回は此兩大學に向つて相當の定額の增加を致しますので、是が第二點であります、第三點は航空に關する研究の費用であります、是は從來大學の外に置いたのでありますが、航空の研究に就きましては、色々の學問上の協力を要しますので、之を帝國大學の一部に致せば研究上極めて便宜と認めましたに依て、之を東京大學の中に組入れることに致したのであります、併ながら此費用は研究の事情に依て、年々變化して參らぬければならぬので御座いまして、是は定額の外に於きまして、特別の取扱を致すことに致したのであります、此三點が此改正を要します理由で御座います、何卒御協贊を願ひたう存じます。

○議長(大岡育造君)　兒玉亮太郎君。

○兒玉亮太郎君　私は唯今一括議題となつて居ります、二つの内の第二の方、即ち帝國大學特別會計法中改正案の此內容の一部に就て、文部當局に御尋致したい、此帝國大學內に航空に關する研究所を置かれると云ふことは、其趣旨に於ては頗る結構でありますが、其目的を達する上に於て多少私は疑を有して居るのでありまして、玆に御質問を致したいと思ふ所以であります、現在此飛行機飛行船と云ふ所謂航空に關する研究は、各方面に於てやつて居られるのであるが、即ち一方に陸海軍に於ける研究、又民間に於ては團體とか、或は個人としてもそれ〲研究をやつて居るのでありますから、民間に於ける研究のことは姑く措きまして、陸海軍に於ける研究と此度の大學內に特に設置せらるゝ研究所との間に、どう云ふ連絡を御取りになる見込でありますか、其聯絡上に就て私は一二の質問を致したい、是は分析的に申しますと、第一は此大學內に特に之を置かれると云ふ動機は、現在陸海軍に於ける飛行機、飛行船等の研究が不十分であると云ふ事を御認めになつて之を置かれる事になつたのであるか、若しさうであるならば文部當局者の責任は非常に重大な事になるのである、是は勿論の話である、若又さうでなくして、現在陸海軍に於ける研究が十分であるとか、不十分であるとか云ふ事に拘はらず、兎に角大學は大學として見る所があるから、學理、原理原則の研究に重きを置いて之をやるのであると云ふ御考であるか、若し此後の方の目的で特に之をやられると云ふのであるならばさう云ふ事にしました所で、一方に於て今日飛行機、飛行船の最も重要なる部分となつて居る發動機の研究の如きものは、無論絶えず之に聯絡を取つて大學に於ても研究されねばならぬ筈である、或は其目的であるかも知れぬ、或は發動機の操縱と云ふが如き實際的方面との聯絡を絶えず取つて研究しなければ、唯だ大學內に於ける原理、原則の研究は、其効果が餘程薄いものとなりはしないかと云ふ事を恐れるのである、斯の如き實際的方面の技術、製作、運用と云ふ方面との聯絡に付て、どれだけの確信と抱負とを文部當局者は持つて居られるか、一言にして之を言へば、是非共大學內に之を置かなければならぬと云ふ必要を天下に示さなければならぬのであるが、其必要を果して示し得ると云ふ自信と確信を文部當局者は持つて居られるか、之を伺ひたいのであります。

○國務大臣(岡田良平君)　議長。

○議長(大岡育造君)　岡田文部大臣。

〔國務大臣岡田良平君登壇〕

○國務大臣(岡田良平君)　御答する前に、或は先刻申上げる事が少し足りなかつたかも知れませぬから補つて置きますが、此航空研究と申しますのは今回が始りではございませぬ、既に先年から著手致しましてそれ〲研究に從事致して居るので御座いますが、今回は之を帝國大學に附けると云ふのが、此法律の中に一箇條を設けました所以で御座います、唯今御尋の既に海陸軍に於ても航空の事に付いては研究をして居るのに、更に大學に於いて此の研究をするのはどう云ふ譯であるかと云ふ第一御尋があつたやうであります、或は海陸軍の研究が不十分である、不足であると云ふ考から更に大學に於て此の研究をするのであるかと云ふやうな御趣意でございますが、是れは左樣ではないのであります、一體此の研究と云ふものは何處でやらなければならぬもの、又何處でやるが宜しいと極つたものでないのでありまして或一箇所で研究すると致しましたところで、決して其處で必ず効果を得ると云ふことには極りませぬので、研究は成べく多くの方面に於いて、成へく多くの人の力に依てやるのが適當、然らざれは此の効果を得ると云ふことは難いので御座いますから、海陸軍でもやるにも拘らず、尙ほ大學に於いても研究を致すと云ふ事は、是は寧ろ至當の事であらうと思ふのであります、併ながら同じ事を研究する上に於きましても、各々其擔任する所を區別致しまして、成べく共助して、御互に助合つてやることが是は必要な事であります、夫故に或は一大航空研究所と云ふものを設けまして、海陸軍も文部も總て之を統一網羅致しまして、之をやると云ふ事も是も一の案に相違ないと思つて居ります、併し今回はまだ左樣な大きな計畫を立つるには至りませぬので、大學は大學として研究を進めると云ふ事に致したのでございます、併ながら勿論海陸軍の方とは絶えず交涉を續けまして、同じ人が兩方に關係して居る者もございます、御互に助け合ひ、御互に補ひ合ふと云ふ事に依て此研究を進めて參る考でございます、それでさう云ふ譯で御座いますから、先刻御尋の機械の操縱と云ふが如き事は、是は大學の方面に於てやりませぬのであります、それは海陸軍の方に委ねなければならぬのであります、併ながら發動機の研究の如きものは、是は大學の方に於て無論やりますので御座います、殊に發動機の材料になります所の、或は「マグネット」でありまするとか、或は極く硬質の鋼で御座いますとか云ふやうなものは、專ら是は大學の方に於て研究を致さなければならぬと考へて居るのであります、斯樣に研究を致しましたならば、相當成績を得るの自信があるや否やと云ふ事に付きましては、是は總ての研究皆自信を以てやりまするので、必ず相當の結果を擧げ得るものと云ふ確信の下に、此研究を進めます考でございます。

○議長(大岡育造君)　右兩案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第十　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議ないと認めます、仍て岩崎君動議の如く決しました、日程第十一、第十三の議案は共に關連せる議案なるに依て、一括議題となすに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　異議なしと認めます、日程第十一、裁判所設立に關する法律案第一讀會、第十三大正二年法律第九號中改正法律案第一讀會を一括して議題と致します。

第十一　裁判所の設立に關する法律案(政府提出)　第一讀會

裁判所ノ設立ニ關スル法律案

(本案は本卷六〇頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く)

第十三　大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出)　第一讀會

大正二年法律第九號中改正法律案

(本案は本卷六一頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く)

○國務大臣(松室致君)　議長。

○議長(大岡育造君)　司法大臣。

〔國務大臣松室致君登壇〕

○國務大臣(松室致君)　先づ裁判所の設立に關する法律案から説明致します、是はもう詳しく申述べる必要もありませぬ、大正二年の財政整理に當りまして、已むを得ず區裁判所を澤山に廢せられました、其中で四十六箇所は昨年の特別議會に於て既に復舊されまして、目下其事務を執りつゝあるのであります、尙ほ多くの復舊を要するのでありますが、財政其他の關係から其中最も急を要する所の十八箇所と云ふものを擇びまして、此度此法律案として提出をした次第であります、何卒御協贊あらんことを希望致します、それから大正二年法律第九號中改正法律案、是は此十八箇所の區裁判所を復舊致しまするに付きまして、從來の裁判管轄を割きまして、さうして其新設裁判所の方に屬せしめなければならぬ必要上から、裁判管轄の變更に關しまして、此法律案を提出した次第であります、何卒是も速に御協贊あらんことを希望致します。

○議長(大岡育造君)　前川虎造君。

〔前川虎造君登壇〕

○前川虎造君　今問題になつて居る此案は昨年既に司法當局が四十六復舊案を發せられたのであります其當時委員會に於て最早是以外に復舊すべき箇所が有るか無いかと云ふことは質問に及んだ時分に司法當局は之に答へて、全部に復舊の必要は無いかも知らぬが、まだ此外にも復舊を必要とする箇所は有ることを認めると云ふことを確かに明言されたのである、故に委員會は司法當局に於てまだ發案すべきものがあると云ふのであるならば、次期の議會にそれを取調べて、さうして必ず提案をして貰ひたいと附帶決議を致したのである、滿場一致であります、それから本會に於ても全會一人の異議なく此委員會の決議に贊同を表して、斯う云ふものが殘つて居るのであります、其結果として今日現はれて來た此案を見まするに、僅かに十八、尤も司法當局は最初昨年の六月に發案された時分には、元來裁判所の廢されたのは百二十あつたけれども、實際區裁判所として事務を執つて居つたのが九十五である、故に四十六此處で復活されるとすれば、あとに殘るものは四十內外のものである、其四十內外のものも悉く全部必要とは思はないと云ふ御說明であつたのである、すれば其四十の中から十八此處に發案されてあるならば、あとに殘つたものが二十二であります、それで吾々が附帶決議をしたと云ふ其決議の趣意は、必しも四十置いて呉れ、五十置いて呉れと言つたのでありませぬ、司法當局が認めて以て是だけ必要なりと云ふものは、次期の議會に於て發案して貰ひたいと云ふ附帶決議をしたのであります、故に司法當局が此處に發案して居る十八以外には、最早全國に區裁判所を置く必要は認めぬと言はれるのであるか、どうであるか、之を第一番に承りたい、所が私は此質問を致すに先つて、今司法大臣の此處で御說明を承ると、財政の都合があるからまだ出す必要は認めて居るけれども、財政其他の都合で是だけより出さぬのだと云ふ御說明である、私は是に於て大藏大臣に伺ひたい事があるのであります——大藏大臣は居られますか、——居られなければ他の大臣から御取次を願ひたい、大藏大臣が財政の都合があると云うて司法當局が如何にもと御贊同になつたならば、司法大臣も亦責任があるから、司法大臣から宜しく御取次を願ひたい、一體大臣は此增稅——些細なる實に少額極まるものに課稅を行はんと欲して、是が非常に巧妙なる財政の如く言はれて居ります、或はさうかも知れませぬ、國家が財源不足に付き之を補はむ爲に課するのかと云へばさうではない、飴は砂糖に對する權衡上取るのである、飲料水は麥酒に對する權衡上取るのである、それから又肌著の「メリヤス」是は「メリヤス」の織物稅に課する權衡上取るのである、斯う云ふことを頻りに言はれて居る、成程權衡甚だ結構であります、然らば此納稅の義務に伴ふ所の國民の權利、之に對する權衡と云ふものを御認めにならぬのであるか(拍手起る)私は實に怪からぬと思ふのであります、吾々が國家に納稅する、何の爲に納稅するか固より此國家を維持すると云ふ上に於ての必要もありませう、併ながら個人の一身から見れば財產生命の安固であります(「ひや／＼」と呼ふ者あり)此財產生命の安固と云ふものを擔保される、それに對する義務としての納稅であります、然るに裁判所は或者は極めて此權利を保護して貰ふに極めて便利な地位にある、或者は此權利を保護されるには極めて不便な地位に在ると云ふ差がある時分に、是が果して權衡の宜しきを得たものであると言はれるかどうか、此權衡の宜しきを得る得られぬと云ふ問題は、どの位の金の問題であるか、昨年發案された時分に、一箇所の此區裁判所にどの位其費用が要るかと云ふことを質問したら、年額八千九百圓である、其中此經常費に屬するものは七千四百圓あつたら宜しいのである、一千五百圓と云ふものは、是は設備費であると斯う言はれて居る、故に一箇所七千圓か七千五百圓あつたらやれる仕事である、三十殖すとしても三七二十一萬圓である、是丈の金額が七億二千萬圓の大豫算の上に於て料理が出來ぬと云ふことは何事であるか(拍手起る)私は辻褄の合はない收支の豫算が相償ふか否や、實に厄介極まる所の此小さい少額の稅に向つてまでも、權衡呼はりをなさる所の大藏大臣が吾々の貴重なる權利擁護と云ふ上に付ての權衡を忘れなさつたことは甚だ遺憾とするのであります(拍手起る)それで私は此案に就て此處で承りたい要旨と云ふものは、先づ第一是で宜いかどうかと云ふこと、是は伺はぬでも今の司法大臣の口吻で分つて居ります、第一に伺ひたいのは司法當局は果して是以上、もう均衡を得せしめるのには幾つ裁判所を殖したならば、均衡を得るかどうか將來殖すべき所の此區裁判所の數を此處で承りたいのである、それから又大藏大臣に向つて今尙此金を出すと云ふ事を御惜みになるかどうか、若し司法當局に於て是だけは是非要ると云ふ茲に數が明かになつたならば、直ちに本案を撤回して、更に司法當局の言ふ通りの金を此處に御出しになるだけの御勇氣が有るかどうか、又御勇氣が無ければ吾々が修正したならば、御同意を爲さるかどうか、是丈を大藏大臣と司法當局とに承りたいと思ふのであります、さうして御辯解の模樣に依つたならば、更に私は質問したいと思ひますから、是丈は議長に御願をして置きまして、是で壇を降ります(拍手起る)

○議長(大岡育造君)　松室司法大臣。

〔國務大臣松室致君登壇〕

○國務大臣(松室致君)　唯今の御質問に極く簡單に御答致します、第一問に就きましては、前川君の御說の通りに司法當局としてはまだ少し區裁判所を復舊する事を必要と認めます、それから第二の其數は幾らと云ふ御尋ですか、是は確な數を今一寸申上げる譯にいきませぬ、能く調べが付いて居りませぬ、提出した丈は能く調査を致しましたけれども、其他はまだ十分に調査が出來て居りませぬ、それで是はどうか委員會の節に申上げることに致したいと思ひます、どうかそれで御勘辨を願ひます、それから若し大藏大臣の此以上區裁判所を增設する費用を出しても差支へないと云ふことであるならば、司法大臣として此案を撤回して更に數を增加した案を出すか、斯う云ふ御尋でありましたが、是は餘程困難だと思ひます、今回だけはどうか是で御勘辨を願ひたいと思ひます。

○前川虎造君　是れ以上私は司法當局を責める必要はなからうと思ひますが、唯私は現內閣全體に向つて最後に一言述べたいと思ひます、寺內內閣は秉公持平己れを空うして輿論を容れると云ふ標榜の內閣である、帝國議會始まつて何黨何派を言はず全會一致で決議して、其の金額は僅に三十萬圓四十萬圓に過ぎないと云ふ少額の敢て國家の財政に大影響のない此全會一致の輿論を容るゝと云ふことの御勇氣が無いのであるかどうかと云ふことを、總理大臣が居らなければ誰方からでも宜しい承りたいと思ひます此位の一致は無からうかと思ふ、恐らく政黨の各派各黨、皆其中には色々の關係のあることもありませうが、此案に付ては全會一致である、次會に必要なものだけ全部出して貰ひたいと云ふことは全會一致である、此全會一致したもの、即ち舉國一致のものを無視して、是だけより出さぬと云ふのは何事である、其金額が何千何百萬と云ふなら別であるが、僅に三十萬圓か三十五萬圓あつたならば、滿足を與へらるゝ案ではないか、私は甚だ其意を解し得ない、之を一つ總理大臣に代つて誰方か其處に御著席の閣員から承りたいと思ひます——御答辯が出來ませぬければ追て書面でも宜しう御ざいます。

○議長(大岡育造君)　松本誠之君。

○松本誠之君　私は矢張、此前川君の御尋になりました區裁判所復舊に關する法律案でありますが、私も當局大臣に御尋致さうと云ふ要點を茲に書留め置きましたが、恰も好し、前川君の御尋になつたことゝ全然一致して居る、此區裁判所の復舊に就きましては、私共は多年之を絕叫致し又考へて居りました曩に行政整理財政整理の都合に依て、以前の內閣が數年前之を廢された其時に當つて、其行政整理財政整理は結構でありますけれども、益々人文の發達する——世の中の事故が增發するに方つて、數年ならずして此區裁判所の復舊は必ずや見るべきことである、何たる下手な行政整理財政整理を爲すものであるかと言うて、當時私は新聞に演說に當時の內閣に向つて大いに論じたことがありましたが、此區裁判所の復舊に就きましては、自分は熱心に考へて居た所が昨年臨時議會に於て四十五六箇所復舊になり、今度は十七箇所となさつた、所に依ればまだもう少し復舊しなければならぬと云ふ所があるやうに考へて居りますが、何故に司法當局は勇斷果決、一刀兩斷を以て、必要なるものならば必要として、斯う云ふ姑息なることをなさらぬで、御遠慮にも及ばぬのでありますが故に、爲さんと欲する所はどう云ふ譯で御出しにならなかつたのであるか、大藏大臣が澁つたか此點に就て私も前川君と同く大藏大臣に、是れ丈の金よりもう出せぬか出せぬとすれば致方はありませぬが、出せることであるならば、此際にやつて仕舞つた方が片付いて仕舞ふであらうと私共は考へて居るのである故に司法大臣に於て、是丈で以て打切りとされるのであるか、又どれ程裁判所を殖すと云ふ考があるか是丈御尋したいと思つたので、大藏大臣が金を出すか出さぬかと云ふことを御尋したいのです——先刻の御答辯で宜しう御ざいます。

○議長（大岡育造君）　右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第十四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、仍て岩崎君動議の如く決しました――日程第十五、遠洋漁業奬勵法中改正法律案の第一讀會を開きます――農商務大臣。

第十五　遠洋漁業奬勵法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

遠洋漁業奬勵法中改正法律案

（本案は本卷四一頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

〔國務大臣仲小路廉君登壇〕

○國務大臣（仲小路廉君）　本案提出の理由を簡單に申上げます、今日の場合に我が水產業の開發に對する奬勵は極めて必要な事柄と存ずるのであります、之に就きまして、今日まで遠洋漁業奬勵法は確かに効果を現して居つたのであります、尚は今日の場合に於きましては、此法律に改正を加へまして今日の此時局に適するやうに致したいと存ずるのであります、改正の要旨は遠洋漁業に從事する者にして、或は新漁場の開拓若くは漁獲物に付ての改良進歩、其他或は漁船に付て成るべく大型の船舶を用ゆる者、若くは漁業に從事する者にして、其組織の改良及進歩に屬することに付て努力する團體是等のものに對して相當の奬勵補助を與へまして、而して此海產事業の益々發展せんことを期する積りであります、此趣意に依りまして、現在施行されて居りまする此遠洋漁業法中の補助の金額、二十萬圓とあるを更に之を増額致して、三十萬圓と致し、尚ほ年限は餘す所僅な年數になつて居りますからして、更に此年限を延長致して、向ふ十五箇年間は遠洋漁業奬勵法の有効期間たらしめんことの考を以ちまして、茲に改正案を提案致した次第であります、何卒御審議の上御協賛あらんことを希望いたします。

○議長（大岡育造君）　日程第十六、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第十六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎勳君。

○岩崎勳君　本案委員の數も亦特に十八名とし、議長に於て指名せられむことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、仍て岩崎君動議の如く決しました……日程第十七、軍用自動車補助法案の第一讀會を開きます。

第十七　軍用自動車補助法案（政府提出）　第一讀會

軍用自動車補助法案

軍用自動車補助法

第一條　政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ陸軍ノ軍用ニ適スヘキ自動車ノ製造者又ハ所有者ニ對シ補助金ヲ下付スルコトヲ得

前項ノ製造者又ハ所有者ノ其ノ自動車ニ關スル業務ノ承繼人ハ之ヲ前項ノ製造者又ハ所有者ト看做ス

第二條　補助金ヲ受クルコトヲ得ヘキ製造者又ハ所有者ハ帝國臣民又ハ帝國臣民ノミヲ社員若ハ株主トシテ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニシテ帝國内ニ於テ自動車製造所又ハ自動車ヲ有スルモノニ限ル

前項ニ揭クル者ノ外公共團體ニハ補助金ヲ下付スルコトヲ得

製造者及製造所ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　補助金ヲ受クルコトヲ得ヘキ自動車ハ主務大臣ノ定ムル規定ニ依リ製造シタルモノニシテ主トシテ貨物ノ運搬ヲ目的トシ一英噸以上ノ積載量ヲ有スルモノ又ハ之ニ改造シ得ヘキモノニ限ル

第四條　製造者ニハ其ノ製造ニ係ル自動車一輛ニ付二千圓以内ノ製造補助金ヲ下付スルコトヲ得

製造者其ノ製造ニ係ル新ナル自動車ニシテ製造補助金ヲ受ケタルモノヲ所有シテ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル場合ニ於テハ自動車一輛ニ付更ニ五百圓以内ノ増加補助金ヲ下付スルコトヲ得

第五條　所有者ニハ製造補助金ヲ受ケタル新ナル自動車ヲ其ノ製造者ヨリ購買シテ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル場合ニ於テ自動車一輛ニ付千圓以内ノ購買補助金ヲ下付スルコトヲ得

第六條　増加補助金又ハ購買補助金ヲ受ケタル自動車ヲ所有スル者之ヲ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル場合ニ於テハ其ノ期間ニ應シ自動車一輛ニ付一年三百圓以内ノ維持補助金ヲ下付スルコトヲ得

維持補助金下付ノ期限ハ増加補助金又ハ購買補助金下付指令ノ日ヨリ五年ヲ限リ製造補助金下付指令ノ日ヨリ十年ヲ超ユルコトヲ得ス

維持補助金ハ毎年其ノ年分全額ヲ下付指令ノ際自動車ヲ所有スル者ニ之ヲ下付ス

第七條　製造補助金ヲ受ケタル自動車ハ其ノ補助金下付指令ノ日ヨリ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至ル迄ノ間之ヲ保護自動車ト稱ス

一　自動車ノ所有者カ第二條第一項ノ規定ニ該當セサルニ至リタルトキ

二　第六條第二項ノ期限ヲ經過シタルトキ

三　第十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ補助金ヲ受クルノ資格ヲ廢除セラレタルトキ

第八條　主務大臣ハ軍用ノ爲何時ニテモ保護自動車ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ收用又ハ使用シタル場合ニ於テハ自動車ノ所有者ニ補償金ヲ下付ス其ノ金額ハ主務大臣之ヲ定ム

第九條　保護自動車ノ所有者ハ主務大臣ノ定ムル場合ヲ除クノ外保護自動車ノ構造又ハ能力ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條　保護自動車ハ之ヲ輸出シ又ハ外國人ニ對シ讓渡シ、貸付シ若ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

第十一條　主務大臣ハ保護自動車ノ保續ヲ期スル爲其ノ構造及能力ヲ檢査シ所定ノ構造又ハ能力ヲ有セスト認ムルトキハ其ノ所有者ニ對シ期限ヲ指定シテ之カ修理ヲ命スルコトヲ得

前項ノ外主務大臣ハ保護自動車ノ所有者ニ對シ其ノ保續ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條　主務大臣ハ前條第一項ノ規定ニ依ル檢査ニ依リ所定ノ構造又ハ能力ヲ有セスト認メタル保護自動車ニ對シテハ修理ヲ命シタル場合ヲ除クノ外補助金ヲ受クルノ資格ヲ廢除ス其ノ修理ヲ命シタル場合ニ於テ修理完成ノ檢査ニ合格セス又ハ指定期限迄ニ其ノ檢査ヲ受ケサルトキ亦同シ主務大臣ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ違反シタル者ニ對シテハ違反ノ事實アリタル時ヨリ當該自動車ニ對スル補助金ヲ受クルノ資格ヲ廢除シ又ハ停止スルコトヲ得

主務大臣ハ前條第一項ノ規定ニ依リ修理ヲ命シタル自動車ニ對シテハ前條第一項ノ規定ニ依ル檢査ノ時ヨリ修理完成ノ檢査ヲ受ケタルモノニ在リテハ合格不合格決定ノ時迄、其ノ檢査ヲ受ケサルモノニ在リテハ指定期限迄補助金ヲ受クルノ資格ヲ停止ス

第十三條　主務大臣ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル犯罪ノ爲起訴セラレタル者ニ對シテハ裁判確定ニ至ル迄ノ間補助金ノ支給ヲ中止スルコトヲ得

第十四條　主務大臣ハ第十五條乃至第十七條ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者ニ對シ當該自動車ニ付既ニ下付シタル補助金ニ相當スル金額ノ全部又ハ一部ヲ償還セシムルコトヲ得

前項ノ償還金ハ國税滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國税ニ次クモノトス

第十五條　詐欺ノ所爲ヲ以テ補助金ヲ受ケタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十六條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第八條第一項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ヲ拒ミタル者

二　第十條ノ規定ニ違反シタル者

第十七條　第九條ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル自動車ノ檢査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ檢査ニ關スル當該官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十九條　製造者又ハ所有者カ未成年者又ハ禁治

産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ製造者又ハ所有者ニ適用スヘキ罰則ハ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十條　製造者又ハ所有者ハ其ノ代理人、戸主家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十一條　前二條ノ場合ニ在リテハ懲役、禁錮又ハ拘留ノ刑ニ處スルコトヲ得ス

第二十二條　明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ニ依リ製造補助金ヲ受クルコトヲ得ル自動車ト同等以上ノ能力ヲ有スル新ナル外國製自動車ヲ所有シテ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル者ニハ當分ノ内自動車一輛ニ付千圓以内ノ補助金ヲ下付スルコトヲ得

前項ノ補助金ヲ受ケタル自動車ハ本法ノ製造補助金及購買補助金ヲ受ケタルモノト看做ス

前二項ノ規定ハ官立工場ニ於テ製造シタル自動車ニ付之ヲ準用ス

○國務大臣(大島健一君)　議長。

○議長(大岡育造君)　大島陸軍大臣。

〔國務大臣大島健一君登壇〕

○國務大臣(大島健一君)　唯今提出になりました軍用自動車補助法案に付きまして、提出の理由を一言申上げます、戰時我軍の輸送機關として、多數の自動車を使用したい考であります、特殊のものは軍部に準備を致しまするが、普通のもの而も日々進化して參りまするものは、成るべく民間一般の使用に利用して之を戰時に用ゐたいと思ふので御座います、徴用したいと思ひます、然るに此製造法に要する機械工業の十分ならざる爲め、日本に於て造りまするのは餘程代價が高くなります、又使用をする上に於きましても、普通今日用ゐて居る馬車等を以てするよりは、同じ物を運ぶに餘計に輸送費が掛ります、仍て製造を補助し尚ほ其使用者に向つて普通馬車等よりも、餘計に要する所の費用を一部補助致しませぬければ、唯今の狀況では多數のものを民間に使用されると云ふ望——又多數のものが民間より製作されると云ふ望が御座いませぬ、此法案を提出致しまして製作並に使用を奬勵致したいと云ふ考で御座います、どうぞ御審議の上御協贊を願ひます。

○議長(大岡育造君)　日程第十八、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第十八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎勳君。

○岩崎勳君　本案委員の數を九名とし、議長に於て指名せられむことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　異議なければ岩崎君動議の如く決しました——日程第十九、鐵道敷設法中改正法律案、第一讀會を開きます。

第十九　鐵道敷設法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

鐵道敷設法中改正法律案

鐵道敷設法中左ノ通改正ス

第二條第一項中央線及北陸線ノ連絡線ノ部第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

一　岐阜縣下岐阜ヨリ太田、高山ヲ經テ富山縣下富山ニ至ル鐵道

同項北越線ノ部ノ次ニ左ノ如ク加フ

上越線

一　群馬縣下高崎ヨリ新潟縣下長岡ニ至ル鐵道

同項山陰線ノ部中「萩ニ至ル鐵道」ヲ「萩ヲ經テ下關ニ至ル鐵道」ニ改ム

同項山陰及山陽連絡線ノ部ニ左ノ一號ヲ加フ

一　岡山縣下岡山ヨリ鳥取縣下米子ニ至ル鐵道

同項四國線ノ部中「琴平」ヲ「觀音寺」ニ改ム

同項九州線ノ部中第四號ヲ削ル

第四條　削除

「第二章　第一期鐵道及公債募集」ヲ「第二章　第一期鐵道」ニ改ム

第七條第一項第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一　中央線及北陸線ノ連絡豫定線岐阜縣下岐阜ヨリ太田、高山ヲ經テ富山縣下富山ニ至ル鐵道中岐阜縣下岐阜ヨリ太田ヲ經テ高山ニ至ル鐵道

同項第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一　上越豫定線群馬縣下高崎ヨリ新潟縣下長岡ニ至ル鐵道

同項第十一號中「北條ニ至ル鐵道」ヲ「松田ニ至ル鐵道」ニ改ム

同項第十五號中「萩ニ至ル鐵道中」ヲ「下關ニ至ル鐵道中」ニ「萩ニ至ル鐵道」ヲ「小串ニ至ル鐵道」ニ改メ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一　山陰及山陽連絡豫定線ノ内岡山縣下岡山ヨリ鳥取縣下米子ニ至ル鐵道

同項第二十二號中「中香川縣下多度津ヨリ愛媛縣下西條ニ至ル鐵道」ヲ削ル

同項第二十三號ヲ左ノ如ク改ム

一　四國豫定線ノ内香川縣下觀音寺ヨリ高知縣下高知ヲ經テ須崎ニ至ル鐵道中香川縣下觀音寺ヨリ德島縣下池田ニ至ル鐵道及高知縣下山田ヨリ高知ヲ經テ須崎ニ至ル鐵道

同項第二十六號中「中鹿兒島縣下川内ヨリ鹿兒島ニ至ル鐵道」ヲ削ル

第七條第二項中「第一期工事トシ特ニ公債ヲ募集スルコトヲ得」ヲ「第一期工事ト爲スコトヲ得」ニ改ム

第八條　削除

第九條　削除

○政府委員(男爵後藤新平君)　議長。

○議長(大岡育造君)　後藤總裁。

〔政府委員男爵後藤新平君登壇〕

○政府委員(男爵後藤新平君)　玆に提出になりました鐵道敷設法改正法律案に付きまして、提出の理由を一應申上げます、鐵道の普及は地方の開發產業の發達上必要なることは論を俟たざることで御座いますが、殊に戰後に於て經濟上の振興上急要なることを認めまして、此度は新線路を從前の割合よりも更に多く提出致すことに相成りました、既定の豫定線を第一期線に繰上げましたものも御座います、是は大略二百八哩、又新に豫定線として同時に第一期線に繰上げましたものが二百四十一哩、大要四百五十哩を提案致しまして御座います、是が爲に必要なる豫算は別に本議會に提出されてあります、右の如き新線の追加改正の外に、尚ほ鐵道敷設法中には之を存置することの必要なきもの二三を審査致しまして其規定を改めて御座います、此際之を削除することに致します、愼重審議の上御協贊を與へられむことを希望致します。

○議長(大岡育造君)　日程第二十、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第二十　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎勳君。

○岩崎勳君　本案委員の數は特に二十七名とし、議長に於て指名せられむことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎勳君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　異議なければ岩崎君動議の如くに決しました——本日は是にて散會を致します、次會の日程は公報を以て御報告を申します。

午後四時七分散會

○大正七年二月二日(土曜日)

午後一時十六分開議

議事日程　第六號

第一　足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案(政府提出)　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　未成年者飲酒取締に關する法律案(根本正君提出)　第一讀會

第四　森林法中改正法律案(武藤金吉君提出)　第一讀會

第五　元屯田歩兵扶助に關する法律案(東武君提出)　第一讀會

第六　東方調査局設置に關する建議案(伊東知也君提出)

第七　輸出綿織物檢査所設置に關する建議案(隅田豊吉君外二名提出)

○議長(大岡育造君)　諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一政府より提出せられたる議案左の如し

足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案

登錄稅法中改正法律案

朝鮮事業公債法中改正法律案

樺太事業公債法案

一議員より提出せられたる議案左の如し

元屯田歩兵扶助に關する法律案

提出者 東 武君

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

千葉縣安房郡の再選擧に關する質問主意書

提出者 鈴木富士彌君

物價調節に關する質問主意書

提出者

柴安新九郎君 野村嘉六君

ルーマニア行醫師團の潰散に關する質問主意書

提出者 土屋清三郎君

小麥製粉類の買占に關する質問主意書

提出者 横山勝太郎君

一政府より受領したる答辯書左の如し

對支政策の根本方針に關する質問に對する答辯書(本野外務大臣)

大正七年一月三十一日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員伊東知也君提出對支政策の根本方針に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員伊東知也君提出對支政策の根本方針に關する質問に對する答辯書

質問に係る政府の對支方針は從來屢次聲明したる如く支那内部政爭の渦中に投せんとするの傾向を有する政策を執らすと謂ふに在り

政府は固より日支兩國の輯睦且密切なる國際關係を確保せんか爲機宜に應して隨時必要なる措置を執るを怠らさるものにして是れ前顯方針と何等扞格する所なし

右及答辯候也

大正七年一月三十一日

外務大臣法學博士子爵本野一郎

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に掲載す〕

一去二十九日議長に於て選定したる委員左の如し

大正五年法律第四號中改正法律案

中野寅次郎君 秋山金也君

宮本逸三君 林爲良君

河西豐太郎君 山田正年君

大森與三次君 我如古樂一郎君

大堀孝君

市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案

中橋德五郎君 根本正君

秦豐助君 遠藤良吉君

工藤卓爾君 高橋光威君

瀧正雄君 菅野傳右衛門君

渡邊祐策君 藤野正年君

山内範造君 西村種禮君

山道襄一君 川崎克君

小山東助君 樋口秀雄君

荒川五郎君 井原喜代太郎君

高木正年君 井原百介君

大津淳一郎君 津田毅一君

小鹽八郎右衛門君 石川玄三君

植原悦二郎君 白河次郎君

川口木七郎君

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案外一件

土屋清三郎君 鳩山一郎君

長峰與一君 南澤宇忠治君

鈴置倉次郎君 樋口秀雄君

菊池良一君 佃安之丞君

堀川美哉君

裁判所の設立に關する法律案外一件

小山温君 則元由庸君

廣岡宇一郎君 熊谷五右衛門君

齋藤壽雄君 高橋嘉太郎君

池田龜治君 兒玉亮太郎君

岩佐善太郎君 今村七平君

横山金太郎君 櫻井庄平君

横田孝史君 川村惇君

津末良介君 飯田精一君

近藤達兒君 野口孝治君

遠洋漁業奬勵法中改正法律案

成田榮信君 中倉萬次郎君

關矢儀八郎君 萩亮君

寺田省歸君 赤尾彦作君

奥田龜造君 廣瀬鎭之君

唐端清太郎君 鈴木富士彌君

小池仁郎君 臼田久内君

鵜澤宇八君 野村嘉六君

佐々木平次郎君 中川隣之輔君

望月長夫君 高戸郁三君

軍用自動車補助法案

清崟太郎君 高橋本吉君

渡邊陳平君 高島順作君

鈴木富士彌君 鈴木久次郎君

頼母木桂吉君 金澤仁作君

有森新吉君

鐵道敷設法中改正法律案

床次竹二郎君 白石直治君

望月圭介君 福井三郎君

丸山嵯峨一郎君 原田十衛君

河上哲太君 小川藏次郎君

高見之通君 今井今助君

一宮房次郎君 生田和平君

柵瀬軍之佐君 松岡勝太郎君

野村嘉六君 久須美東馬君

三木武吉君 小山松壽君

行德健男君 富田幸次郎君

河波荒次郎君 松山三德君

兒玉右二君 横井藤四郎君

西村丹治郎君 神谷卓男君

牧野鐵九郎君

一去三十日委員長及理事互選の結果左の如し

大正五年法律第四號中改正法律案委員會

委員長 大堀孝君

理事 林爲良君

市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案委員會

委員長 中橋德五郎君

理事 秦豐助君 白川次郎君 石川玄三君

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案外一件委員會

委員長 佃安之丞君

理事 南澤宇忠治君

裁判所の設立に關する法律案外一件委員會

委員長 小山温君

理事 則元由庸君 津末良介君 今村七平君

遠洋漁業奬勵法中改正法律案委員會

委員長 成田榮信君

理事 關矢儀八郎君 佐々木平次郎君 鈴木富士彌君

軍用自動車補助法案委員會

委員長 金澤仁作君

理事 高橋本吉君

鐵道敷設法中改正法律案委員會

委員長 床次竹二郎君

理事 丸山嵯峨一郎君 兒玉右二君 神谷卓男君

一去二十九日辭任したる常任委員左の如し

第一部選出請願委員 菊池良一君

第三部選出決算委員 松本誠之君

一去三十日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第一部

請願委員淺野順平君(菊池良一君補闕)

第三部

決算委員松田三德君(松本誠之君補闕)

一去二十九日戰時船舶管理令(承諾を求むる件)委員岡部次郎君辭任に付其補闕として田中善立君を議長に於て選定せり

一去三十日裁判所の設立に關する法律案委員近藤達兒君辭任に付其補闕として前川虎造君を議長に於て選定せり

一去一日裁判所の設立に關する法律案外一件委員熊谷五右衛門君辭任に付其補闕として柳原九兵衛君を孰れも議長に於て選定せり

○議長(大岡育造君) 會議を開きます、坂口仁一郎君病氣に付昨一日より向ふ二週間請暇の申出があります、許可して御異議がありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認め許可することに致します、豫算各分科及戰時船舶管理令委員會を本會議中に開會致したいと云ふ申出があります、許可して御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議が無いと認めます、許可することに決します、但し今少し時間を後に願ひたいと思ひます――日程第一、足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案第一讀會を開きます――

後藤總裁。

第一　足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案（政府提出）　第一讀會

足尾鐵道及有馬輕便鐵道ノ買收ニ關スル法律案

第一條　政府ハ現ニ借入使用スル足尾鐵道株式會社所屬ノ鐵道及有馬輕便鐵道株式會社所屬ノ輕便鐵道ヲ買收ス

第二條　前條ノ鐵道及輕便鐵道買收ノ期日ハ政府之ヲ指定ス

第三條　買收價額ハ買收ノ日ニ於ケル鐵道又ハ輕便鐵道ノ建設費以內ニ於テ之ヲ協定ス

前項ノ建設費ハ政府カ借入契約ニ依リ建設改良又ハ補充ノ爲支出シタル工事費ヲ控除シタルモノトス

第四條　買收代價ハ政府ノ定ムル價格ニ依リ五十五年內ニ償還スヘキ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ五十圓未滿ノ端數ハ之ヲ券面金額五十圓トス

政府ハ買收ノ爲必要ナル額ヲ限度トシテ前項ノ公債ヲ發行スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ特ニ要求アルトキハ現金ヲ以テ買收代價ヲ交付スルコトヲ得

〔政府委員男爵後藤新平君登壇〕

○政府委員（男爵後藤新平君）　玆に提出になりました足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案の提出の理由を一言致します、是は既に鐵道院に於て借入致してあるものであります、此鐵道を買收致しまして、鐵道營業の統一完全なる交通の効力を擧げたいと云ふ爲であります、第三十九議會に於きましても既に此私設鐵道の買收を了して、今日圓滿なる運轉を見て居るのであります、御審議の上協贊を與へられんことを望みます。

○高木益太郎君　鐵道院總裁に御尋を致したいのでありますが、唯今總裁の仰せの如く、三十九議會に於ても私設鐵道買收の案が出、又本議會に於ても此處に此案が出たのでありますが、此裏面には鐵道院が尙私設鐵道に付て買收を爲す所の大計畫がある、例へば明治三十九年に鐵道院が私設鐵道買收案に付て、衆議院が三十二の鐵道を買收すると云ふことを可決した、所が其後貴族院に於て十七の鐵道を削られて居る、今日は大分年數が經て居るのでありますが、益々交通政策を擴げると云ふ方針のやうに推測して居るのでありますから、鐵道院の計畫としては尙ほ此外に私設鐵道を買收なさうと云ふ大々的の御計畫があるのであるか、どうであらうか、其政策に付て御尋をしたい、第二に御尋をして置きたいのは從來御持ちになつて居る所の官設鐵道ですらも既に貨物の停滯があり、事故の頻發があり、汽車の衝突があり、之を亞米利加と比較して見ると、非常に日本鐵道と云ふものは色々の失態を演じて居る、然るに尙吏民業を奪つて、民營を官設にすると云ふことになると云ふことになると、より以上貨物の停滯があり汽車の衝突があり、事故の頻發を來すと云ふ虞が無きや否や、即ち鐵道院の手と云ふものはさう迄擴げて果して旨く運用が出來るかどうであらうか、第三には鐵道院の計畫を是でも行けると云ふことであるならば、營利主義で以てやつて貰ふ譯にいかぬか現に本年度の收入を見ると云ふと、二千萬圓以上の收入が鐵道の方に於て增して居る、寔に收入の上から云へば良好の成績を得て居る、然らば此鐵道院のやる仕事と云ふものを一般官吏の文官待遇法に依らずして一勞一報主義――二千萬以上の收入を得たのは何の譯かと云ふと、御客さんの御蔭である、御客さんを大切にする主義、所謂營利主義一勞一報主義――役人待遇主義を止めて餘計働く人に向つて餘計褒美をやると云ふやうな方針でやつたならば、貨物の停滯も多少防ぐことが出來、事故の頻發も之を減ずることが出來はしないか、此三點に付て鐵道院總裁の詳細なる說明を求める。

〔政府委員男爵後藤新平君登壇〕

○政府委員（男爵後藤新平君）　唯今高木君の御質問の中に、少しく聽取れぬ所もありましたが、第一の御質問は鐵道院に於て今後私設鐵道を買收する大々的の計畫がありや否や、斯う云ふことの御尋、此點は必要に應じては更に買收の案を提案する場合もありませう、併し大々的の計畫と云ふことはどう云ふ意義か知りませぬけれどもが、今の私設鐵道を總て買收して仕舞ふとか云ふやうな意味のことは、何等含んで居りませぬ、唯だ此運輸上の最も便利なる方法を講じて行かうと云ふ爲めに、必要ある場合には提案する積りであります、第二の御問は鐵道院で今貨物の停滯を見て居るではないか、此上私設鐵道を買收したならば、尙ほ貨物の停滯を促すではないか增すではないか、又既に今日幾多の危害を見て居るではないか、之を又增すであらう、斯う云ふことが第二の御問のやうに考へます、高木君の御質問の前提として、國有なるが爲めに貨物の停滯があると云ふこと、國有なるが爲に幾多の「アクシデント」があると云ふことからの御論定であらうと思ひますが鐵道院に於ては左樣なる考は無いのであります、國有以後の鐵道の運輸其他のものを綜合して見まするると、非常なる運輸力を增して居つて、其運輸力の增加の勢とを綜合すれば此加害と云ふものは割合に少いのであります、殊に今や國有鐵道は世界に於て稀なる運輸を致して居るのであります、一哩平均九十萬人を輸送し九十萬噸を輸送すると云ふ、此旅客貨物の輸送をなして居るものは殆ど無いのであります、廣軌鐵道中でも白耳義を除く外は之を見ない位な事であります、是が爲めには餘りに鐵道の虐待が甚しくないかと云ふことを恐れて、之に苦心して居る次第であります、又鐵道の貨物の停滯と云ふことは既に申述べてある通りで、生產上我が國有鐵道は六十億の人噸哩を輸送すべき所に向つて、百億以上の人噸哩を輸送すると云ふことで、既に五分の四を增加したる運輸をして居るのであります、斯の如き次第でありますから、餘程注意を致さぬと鐵道の偶發の加害を免れることは困難なのでありまして、是は十分注意を致して居る譯であります、國有鐵道なるが故に此加害を生ずると云ふことの論定は出來ぬと考へます（「少し多過ぎるやうであります」と呼ふ者あり）それで此國有鐵道であるから禍害が多いと云ふことは言ひ得ないと云ふことを斷言致します、此貨物の運輸に付きましては、多くの鐵道が統一せらるゝに從つて停滯の無いやうになる、便宜になると云ふことは誰方も御承知のことでありますから、其便宜を圖らうと云ふのであります、第三の點は何でありましたらうか、一寸聞き漏しましたが……

○高木益太郎君　第三の問は營利的でやつて貰ひたい、文官待遇でやらないで、勤勞と報酬と伴ふやうにして、既に本年は二千萬圓の增收を取つたから從つて一勞一報主義でやつたならば事故も少なくなるだらう、貨物の停滯も減ずるだらう、御役人主義を廢めて眞に交通運輸の爲めに盡す、即ち御客樣を大切にする――乘る人を大切にする、貨物を大切にすると、斯う云ふ主義方針で以てやつて貰ひたい。

○政府委員（男爵後藤新平君）　御答致しますが、鐵道に於ては勿論此役人主義に依つてと云ふ事に意義は執つて居りませぬ、併ながら役人主義と云ふものは、此鐵道の運輸を害するものであるとは見ないのであります、運輸を最も有効的にするものであると云ふ上から執つて居るのでありますから、御說は本意に於て異つて居らぬかと思ひますので、決して是が働いた者に物をやらぬとか、努力を見ないとか云ふやうなことはないのでありまして、最も是は有効に働いて居ると考へて居りますから、是丈を……

○高松正道君　本員は唯今後藤總裁の此鐵道の買收に關する所の趣意と云ふものを、殆ど了解するに苦むのでありますが、本員の知る所の有馬輕便鐵道を鐵道院が買收すると云ふ所の趣意をもう少しく委しく御說明を願ひたいと思ふ抑々交通の目的と云ふものは產業の發達、國力の充實、又は軍事上の必要の爲めに、此國有鐵道にすると云ふことに至つたことゝ本員は信じて居ります、然るに有馬鐵道の如きは僅かに三田より有馬の小距離で、其目的は有馬の溫泉に行く僅なる遊覽的の目的に過ぎない鐵道であります、斯樣なものを國有として何等國家に裨益する所がある、此國有にすると云ふ目的は殆ど無意義のものであると思ひます、此點に付きまして委しく御說明を願ひたい。

○政府委員（男爵後藤新平君）　有馬鐵道は遊覽的のものであるから、買收の必要を見ないではないかと云ふやうな御問のやうに考へます、是は遊覽の人もあります、併しながら此鐵道の將來他の方に發展致し又鐵道の――本鐵道の營養休養線としましては必要と認めて居ります、是等の關係は孰れ委員會に於て能く御示しを致すやうにして、御意見を承りませう。

○議長（大岡育造君）　日程第二、委員の選擧を議題と致します。

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　本案は便宜上、鐵道敷設法中改正法律案の委員に併せて付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、依て岩

崎君動議の如くに決しました、曩に報告したる政府提出登錄稅法中改正法律案外二件は孰も豫算に關係ある議案なるに依り、此際日程を變更して議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 異議なしと認めます、依て日程を變更致します。

○恒松隆慶君 議長。

○議長(大岡育造君) 恒松君何ですか。

○恒松隆慶君 豫算二分科の開會は少し待てと云ふことで――もう差支がないと思ひますが如何ですか

○議長(大岡育造君) もう三十分御待ちを願ひたい

○恒松隆慶君 それでは二分科を開きたら御座いますから分科會の方は……

○議長(大岡育造君) 登錄稅法中改正法律案の第一讀會を開きます。

登錄稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

登錄稅法中改正法律案

登錄稅法中左ノ通改正ス

第六條第三項乃至第五項ヲ削ル

第十九條ニ左ノ一號ヲ加フ

五 產業組合、產業組合聯合會、產業組合中央會、漁業組合又ハ漁業組合聯合會ニ付產業組合法又ハ漁業法ニ基キテ爲ス登記

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣(勝田主計君) 唯今議題となつて居りまする登錄稅法中改正法律案の趣意は、御承知の如くに政府は產業組合の發展に就て昨年の議會に於きまして法案を提出致しまして、御協贊を經て居りまする、尙ほ此產業組合の發展を助長致しまする目的を以ちまして、之が登錄稅を免じたいと云ふことが主で御座います、同時に此產業組合登錄稅を免すると致しますれば、權衡上營利を目的とせざる社團法人及財團法人にも、登錄稅を免すると云ふことが適當であらうと云ふ考で、本案を提出致しました、御審議の上御協贊を願ひたいと思ひます。

○議長(大岡育造君) 右委員の選擧を議題と致します。

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 本案は委員の數を九名とし、議長に於て指名せられむことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 異議なしと認めます、仍て岩崎君動議の如く決しました、朝鮮事業公債法中改正法律案外一件は、便宜上一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 異議なければ一括議題と爲すことに決します、朝鮮事業公債法中改正法律案、樺太事業公債法案、共に第一讀會。

朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

朝鮮事業公債法中改正法律案

朝鮮事業公債法中左ノ通改正ス

第三項中「九千六百萬圓」ヲ「一億六千八百萬圓」ニ改ム

樺太事業公債法案(政府提出) 第一讀會

樺太事業公債法案

樺太事業公債法

第一條 樺太ニ於ケル事業費支辨ノ爲政府ハ五百五十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補塡スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得本法ニ依ル公債ハ借入金借換ノ爲必要アルトキ亦同シ

附 則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣(勝田主計君) 朝鮮事業公債法中改正案でありますが是は御承知の如く現今の法律に於きまして、公債の發行額が九千五百九十五萬餘圓となつて居りまするで、此公債發行は既定の事業の進行に依りまして、大體濟む事になりますので、御承知の通りに朝鮮の事業に付きましては既定の計畫が御座いまして、便宜上此公債の額を切つて此法律に載せると云ふことになつて居りますそれ故に大正七年度以降八年度に亘りまする所の事業に要しまする財源と致しまして、尙ほ公債の發行額を七千百七十七萬二千百萬圓と云ふものを增加致しまして、此法律を一億六千七百三十二萬一千十九圓と致したいと云ふのが、此法案の精神で御座います、尙ほ樺太の事業公債の法律案は、御承知の如く樺太に於きまする所の產業交通の發達を圖りまする爲めに、鐵道を敷設致したいと云ふのであります、即ち二百五十三哩の鐵道を樺太に敷設致したい、此總額が千二百四十四萬餘圓になりますのでありますが、假りに先づ之を大正七年度より五箇年に切りまして此際提出致しまするのは、五箇年間に要しまする五百四十七萬四千餘圓と云ふことで御協贊を經たいと云ふ精神で御座いまする、何卒御審議の上御協贊を與へられむことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 本案も委員の數を九名とし、議長に於て指名せられむことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 異議なければ岩崎君の動議の如く決します、日程第三、未成年者飲酒取締に關する法律案の第一讀會を開きます、根本正君。

第三 未成年者飲酒取締に關する法律案(根本正君提出) 第一讀會

未成年者飲酒取締ニ關スル法律案

(本案は本卷五五頁貴族院議事中に揭載せるを以て再揭の煩を避く)

〔根本正君登壇〕

〔拍手起る〕

○根本正君 諸君、未成年者飲酒取締に關する法律案の理由を述べたいと思ひます、本案は殆ど二十年來本院に於て御研究になつた問題でありまする、此度の案は最初提出せられました案を近來修正になりまして、既に本院が通過されました所の案でありますが、簡單でありますからして一應讀みます「第一條 營業上酒類ヲ供給スル者ハ未成年者ニ酒類ヲ飲用セシメ又ハ其ノ自用ニ供スルコトヲ知リテ販賣若クハ給與スルコトヲ得ス」「第二條 前條ニ違反シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス」此附則に一字修正して置きたいと思ひますからして、此場合申上げて置きます、それは「大正八年」と云ふのを「大正七年」と修正致します、即ち「附則、本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス」本案の趣旨は諸君が旣に御承知の通りであります、故に私は今日是等のことを省きまして、詳細なる調は議長の認可を經て速記に移すことに致します、本案は御承知の通り國家の最も大切なる位置を占むる青年の教育上、又生產力に大關係のある所の法案でありまして、衆議院に於きましては、明治四十一年以來、年々通過する問題でありまする、尤も前議會に於きましては當議場の趨勢が少し變りました故に否決されましたが、夫れまでは年々通過された問題でありまする、殊に諸君の御贊成を此度得なければならぬと云ふことはです、單に未成年者の健康を害し及修業を完うすることが出來ないと云ふのみならず、此法案の提出せられました所以は、我日本帝國に於きまして明治三十二年以來小學校の授業料か全廢された譯でありまする、即ち其以前は小學校の教育は皆此父兄に於て月謝を拂つて居つた譯である、此教育の費用と云ふものが六千餘萬圓掛る、故に何れの文明國に於きましても普通教育は少くも半分或は六割七割と云ふものは國家から補助して居ると云ふことは、此文明國即ち英吉利亞米利加其他の國に於て實行されたる問題でありまする故に、明治三十二年に於きまして斯の如く教育の方針が、昔と變つて國民教育の趣旨になつた、して見ますれば貧しき所の子供と雖も、矢張教育ある所の子弟と同じく教育して、忠君愛國の道を一般七千餘萬の子弟に教へなければならぬと云ふことが原則になつた譯であります、故に明治三十三年に於きまして未成年者喫煙禁止法案と云ふものが提出せられて、即ち諸君の御贊成を以て即時に其議會に可決せられて、今日は法律となつて既に過る十七箇年の間に、殆と七十萬人の未成年者か夫々取締を受けて、此喫煙の害に陷らずして益々其教育の趣旨を遂するやうになつた譯でありまする(此時川原茂輔君「租稅の委員會を開きますから委員の方は御集りを願ひます」と呼ふ)偶々或人は、未成年者喫煙禁止法案は實行することが出來ないと云ふやうな說を爲す人もありますが、決してさうでない、是は即ち內務省の衞生局に於て年々調べられて、未成年者が毎年六萬圓以上の或は罰金に處せられ、或は夫々取締

を受けると云ふことが明らかになつて居るのでありますからして、若しも此未成年者喫煙禁止法案が無かつたならば、今日此學生其他職工未成年者に於て甚だ害を受けることがあつたであらうと思ふのであります、此同じ主義の下に酒と云ふものゝ害は、尙ほ煙草よりも甚しいものであるからして、是非之を法律に依て取締らなければならぬと云ふのが、即ち此法案の趣旨でありまする、若しも昔の如く教育と云ふものが其子弟の勝手次第に、金のあるものは學ばせ、金の無いものは學ばずして宜しいと云ふやうな時代であつたならば、此法律案と云ふものは必要は無いのであります、今日は即ち國家の法律として未成年者の教育は、即ち國が之を授けるものであると云ふことになりました、故に明治三十二年から授業料を全廢されて、國庫から補助すべきものでありますけれども、是は僅か二百萬丈であつて、其他六千餘萬と云ふものは、地方稅即ち市町村の費用になつて居ることでありまする、故に斯の如く教育の費用と云ふものを法律を以て制定されました以上には、此青年に對する取締を置くことは當然なことであります、此未成年者禁酒法案は何れの國に於きましても百年前からあつたものでなくして、亞米利加の如きは三十五年前より之を實行されることになつて居るのであります、英吉利の如きは千九百一年、今を去ること十七年以前一月一日より實行されて居るのである、故に教育方針が即ち立憲政治になりました故に、一般の人民をして國の爲めに忠、君の爲めに忠と云ふことをする爲めに、即ち何人の子弟も同じやうに教育をしなければならぬ、それには國家を以て之を教育するものは、茲に此取締をすると云ふことは當然であると云ふのが、即ち是は一國の輿論に非ずして世界人類の進歩發展する國々の輿論でありまする、斯の如き理由を以て此法案は提出せられました、故にどうか諸君の御賛成を得んければならぬ、又若しも此法案が二十年前亞米利加の如く、或は英吉利の如く通過されて居つたならば、日本に於て今日迄此未成年者たるものが害を受けないで濟んだらうと私は思ふのであります、其證據としてはです、今を去ること數年前に牛込に於て、彼の下宿屋に於て學生が二人燒死んだこともある、或る大學生にしてです、上野花壇に於て送別會の席に酒を飲んで、赤坂高樹町に歸るべき立派なる人の息子さんですが、酒の爲めに彼の青山の善光寺の井戸の内へ陷つて仕舞つて、一週間も判らないで居つて、井戸の中から制帽が出て、是は彼大學生であつたと云ふことが判つた例もある、實に是等を顧みますればです若しも此等の青年が無事に大學を卒業し、或は其他の學校を卒業して居りましたならば、國家に貢獻する所亦尠しとせず、又是が爲めに費用を出した所の父兄は勿論、私に於ても甚だ滿足するであつたらうと思ふのであります、此法案が成立せざる爲めに、未成年者にして其目的とする所の學問を果さず、或は親不孝とならずして濟む者が、親不孝となつた例が幾らもあつたのであります、此法案は是非共今議會に於ては諸君の御賛成と云ふことは、私は確信して居りまするが、どうか貴族院の諸君に於きましても之に御賛成になることを今日から願つて置くのであります（拍手起る）此法案に就ては色々の御說もありますけれども、殊に歐洲の戰亂に於きましては最も大切なる所の問題でありまする、何れの國に於きましても此禁酒の法律が出て、既に亞米利加の如きは最も此未成年者禁酒法案に重きを置いて、是より六箇年過ぎれば、即ち未成年者の法案が通過するのみならず、一般の國民に於ても此酒を禁ずると云ふことは諸君が御承知の通りでありまする、此事に就きましては既に在米の貿易官が、大藏大臣に電報を以て之を通じたことがあるのである、即ち今より六箇年を過ぎますれば、亞米利加が禁酒國となる、其理由はどうであるかと云へば、實に此酒は種々樣々なる所の害を爲す、若しも禁酒をしたならば銀行は盛になる、或は其他の生産力も盛になる、其證據にはです、昨今僅かに二三箇月間に大統領が此事に就て申された事がある、其申された事が如何に國民に利益されたかと云ふと、郵便切手の消印に用ゐて置いて紙を費さず、或は墨を費さず、或は時間を費さずして、此禁酒の主義を彼の一億萬の亞米利加人に知らしむると云ふやうなことになつたのでありますから、茲に一つ其證據を申上げたい、御承知の通り亞米利加の此郵便切手を消すには、黑い條七本で消すが、此の長い二寸ばかりの所の其半分の一寸と云ふ所へ持つて往つて、斯う云ふ文字を以て出してある「食物が戰を勝たしむるそれを無駄にするな」是である「フードウイル、ゼ、ヴォードントウエストイツト」どうでありますか、是は實に戰の勝利を決するのは食物である、それを無駄にするなと云ふことである、食べる物は幾ら食べても無駄にしないと云ふことである、況や今日人の精神を害し健康を害し種々樣々なる國家の財産をも傷ける所の酒を青年に飮ませないやうにすると云ふことは、啻に食を無駄にする所ではない、害になる所のものを禁ずると云ふ主義でありますから、亞米利加に於ては益々未成年者の禁酒と云ふことは、取締を嚴重にして、其國を益々富まし兵を强うし、來る半箇年の間には二百萬の兵を歐羅巴に出さうと云ふのも、此主義に依て出來て居るのであります、諸君、亞米利加に於きましては實に此の禁酒が盛な譯であつて、既に此禁酒百科全書と云ふものが出來て居ります、之を見ますと酒が如何に害を爲すものであるか、酒を禁じたならば如何に身體が健康になるのであるかと云ふことが判る、其例を申しまするならば、現に我帝國に來りました所の彼の「キャプテンハーデー」を御覽なさい、彼は今年八十四歲になります、彼が八十四歲の長壽を保つたのは即ち此未成年の時分から禁酒をした賚である、彼が年僅かに十二歲の時に亞米利加の「メイン」州から紐育に旅立をした、其時分に彼の阿母さんが彼を自分の部屋に呼んで、お前は決して人と約束をしてはならぬ、人と一旦約束をしたならば其約束は必ず守らなければならぬ、茲に一つお前と約束をして置かなければならぬ事がある、それはお前は必ず酒を飲んではいけない、禁酒をしなければならぬと、斯う云ふ約束をして是より紐育へ旅立をしたのでありますが、後來死するまで酒を飮んではならぬと云ふのが、此阿母さんとの約束であります、彼は其約束を堅く守つて、即ち今を去ること六十四年前に浦賀灣へ「ペルリ」提督と共に參つた時分は、十八歲二箇月の時でありました、それ故に彼は本年八十四歲になつても實に壯者を凌ぐ程の健康で、實に國家の後援ともなるべき所の精神を持つやうになつたのは、何の爲めであるかと云ふと、即ち禁酒の爲めである、他の水夫は疾に死んで仕舞つても、彼の「キャプテンハーデー」だけ生殘つた、さうして我日本帝國に參つて、而も未だ曾て無い所の名譽をも荷ふに至つたと云ふことは、諸君の御承知の通りであります、實に畏入つた次第でありまするが、菊の御宴に於きまして　主上より最も尊い御握手を賜つたのであります、是は何の爲めであるかと云ふと、即ち彼は十二歲の時親との約束を堅く守つて酒を飮まない、酒を飮んだ所の彼の友達の水夫は、疾くに此世は去つたけれども、此「ハーデー」一丈は八十四歲の長壽を保ち、尙ほ十年も二十年も生きて國家の爲めに働くことゝ思ふ、同人の言に、日本帝國の爲めにも彼が亞米利加へ移つて二箇年目には日本は斯う云ふ文明國である、實に有力なる世界の友であると云ふ日米親交のことを演說して歩くと云ふやうな精神を持つやうになつたのも、何の爲めであるかと云ふと、即ち此酒を禁じた爲めであります、諸君、どうか此禁酒法案に御賛成を願ひたい、私は茲に此の禁酒百科全書に在る意味を申上げたいのでありますけれども、實に一刻千金の場合でありますから是は申上げませぬが滿場の御賛成を以て今年は獨り日本帝國の名譽のみならず、世界に對しても此問題は、實に國家百年の長計を立てる上に於ける大問題でありまするからして、滿場の御賛成を以て、我日本帝國の名譽を高めんか爲めにも、此法案の通過することを御願致します（拍手起る）

（參照）

未成年者飲酒取締に關する法律案參考書

未成年者の身體各部の組織は未た完全せさるを以て之を成年者に比すれは「アルコール」の侵害を受くること一層多大なり其の最思ふへきものは全國幾萬の學生か飲酒の爲其の目的たる學業を成す能はさるにあり是れ文明諸國か幼者の飲酒取締に關し特に嚴重なる規定を設くる所以なり

英國に於ては千九百一年八月十七日議會を通過し其の翌年一月一日より施行せる幼者酒類賣買取締法あり又米國の如きは千八百八十二年より千九百二年に至る二十年間に各州相前後して未成年者に酒類を販賣することを禁止するの法律を實施し千八百九十年より千九百年に至る十年間に於て合衆國の人民の壽命は平均四年と十分の一を伸暢せりとは米國教育協會「ハント」氏より菊池前文部大臣への通信に確報せられたる所なり飲酒の害たる大要を擧くれは左の如し

一　心臟の神經又は筋肉を刺戟して之を衰弱せしむるのみならす其の筋質をして脂肪に變せしめ終に其の作用を完全に營むこと能はさらしむ

二　血管は酒精の作用に依りて變質し血壓の爲

に往々破裂することあり彼の卒中症の如きは全く腦血管の破裂に依るものなり

三　身體衰へ從て肺臟より呼出する炭酸の量を減し炭酸の排泄減するは即ち體内の酸化作用妨害せらる其の結果體溫減し身體衰ふ

四　腎臟實質を脂肪性に變し老廢物を排除すること能はさらしむ

五　肝臟を肥大せしめて常形の二倍と爲すに至るのみならす膽汁を變して綠色と爲し甚しきは黑色と爲すに至る

六　消食器の粘膜を害し血管の彈力性を變弱せしむ

七　血管運動神經に痲痺を起すを以て血管劇張し血行活潑と爲り諸器管は一時に興奮し從て腦の判力をして錯雜ならしめ興奮の爲諸器管活潑と爲りし後尚飮酒を持續すれは先つ小腦侵され爲に筋肉を指揮するの力減弱し僅に增進したる體溫忽ち減退し身體寒冷と爲るへし

故に孰れの點より觀察するも酒の人身に有害無益の毒物たるや明なり吾人國民は將來の良民と爲るへき未成年者に對して最愛なる親權を施行し之を監督養成すへき大責任を負擔すれは法律に依り未成年者の飮酒を取締るは決して干渉に過くるものに非さるなり偶々本案實行の困難を說く者あるも其の困難は獨り本案のみに限らるへきに非す若之を口實として本案の廢棄を唱ふる者あらは是れ强竊盜盡きさるの故を以て之を自由に放任すへしと說き其取締の全廢を主張する者と何そ擇ふ所あらむ是れ其の制定の必要を認め本案を提出する所以なり

獨逸皇帝陛下の禁酒御演說の全文

獨逸皇帝陛下か明治四十三年十一月二十一日獨逸國「ミューフイック」海軍兵學校生徒に對し禁酒御演說の全文左の如し

朕は此の序を以つて獨逸國民に對し朕か深く懸念するところの一事を警告せむと欲す即ち飮酒の問題是なり朕は飮酒を嗜好するは古來我か國民の習慣なる事を熟知す然れとも自今我等は人事の凡ての場合に於て克己制欲して此の惡習慣より脫却せさるへからすと想ふに朕か統治二十二年間に起りたる犯罪事件の十中の九迄は飮酒に基因するものと斷言する事を得るなり蓋往時は豪飮を以て青年の能事の如く思惟したる時代もありき而して朕か一少壯士官たりし頃之に關係せすと雖其の例證を見聞したる事少からさりき然れとも是等は三十年戰爭時代には適したる過去の思想にして現代に不適當なる事と知らさるへからす此の他飮酒の結果如何に就ては敢て朕の辯說を要せさるか故に暫く措て論せす玆に先つ諸子か將來の職務上に關し諸子の注意を促すものあり幷は諸子か他日軍艦生活を爲すに當り諸子は朕か海軍は勇壯無比の任務を要するの程度に達したれは平時に充分の氣力を營養して緩急の場合に應せさるへからさるを發見すへし抑將來の海戰は健全なる神經を要す之を換言すれは海戰の勝敗を決する者は神經なり然るに飮酒は此の神經を遲鈍ならしめ而して之に危害を加ふるものなり又諸子は他日射的船に對する現今の砲術練習を目擊するに當り如何に强健なる神經と冷靜なる頭腦とを要するかを發見すへし即ち「アルコール」を最も少く飮用する國民か常に勝利者たるを知るへし是れ即ち朕か諸子に警告する所以にして又諸子を通して艦員に好模範を與へむと欲するなり就ては朕か諸子に希望する所の者は諸子か今後在校中と乘艦中と將た又普通交際場裏とに拘らす如何なる時如何なる場處に在りても飮酒を目して諸子か特權の一なるか如く思惟すへからさる是れなり

近時我か國にありても美風集會所赤十字同盟會等の禁酒矯風團體設立せられて既に幾多の士官と數百の兵卒とは之に入會したり朕は諸子も亦之に加盟せられて自他禁酒矯風の實を擧けられむ事を切望す現に英國の海軍の如きは已に三萬の將卒か此の種の團體に加入せる事に諸子の注意を要するなり

是れ實に朕か海軍及朕か國民に對する一大問題なり若諸子の首唱に由りて艦員か凡て禁酒の人と爲り而して他日彼等退役の後斯の主義を全國到る處に傳播するに及はは其の時こそ朕は道德崇高にして身體健全加ふるに知識明晰なる臣民を得へきなれ

請ふ諸子よ朕をして卿等と共に此の事業に從はしめよ（帝をして禁酒會員の一たらしめよの意）

英國海軍禁酒團の槪況

英國第一の軍港「ポーツマウス」には禁酒禁煙主義を以て成立せる海兵休息所なる者の外に皇國海軍禁酒團なる者有之本部を右の休息所内に置き現役豫備の大中將以下數十名の將校を名譽會員として下士卒の現に會員たる者三萬餘人あり先帝「エドワード」先々帝「ヴヰクトリヤ」陛下の如きも大に同情を垂れ給ひ度度御臨幸もあり御下賜金もあり御肖像下賜さへ有之以て如何に英國の上流社會か國力の要素たる海軍の禁酒事業に重きを措くかを見るに足るへく而して又英國の海軍か其の「ドレツドノート」外に別に雄飛するの素地あるを察知すへきなり

獨英斯の主義に注意を拂ふ此の如し

玆に歐米各國の法典中より幼者の飮酒禁止に關する條項を摘載し以て參稽に資せむとす

〇「カリホルニア」州の法律

「カリホルニア」州は千八百九十一年三月十一日を以て幼者飮酒禁止法を制定せり

幼者飮酒禁止法

第一條　滿十八年以下の幼者に酒類を販賣し又は給與したる者並に滿十八年以下の幼者を來客として出入せしめたる飮酒店料理店等の店主は失行罪として之を處分し二百圓以上六百圓以下の罰金に處す

本條の罰金を賦納し得さる者は地方監獄に於て百日以上の禁錮に處す

第二條　此の法律に牴觸する法律規則は總て之を廢棄す

第三條　此の法律は議定の當日より有効なるものとす

〇「メイリランド」州法律

酒類取締法

第八十九條第二項　滿二十一年以下の幼者年齡を僞て成年者と稱し酒類販賣者より酒類を購求したるときは該幼者を二圓以上四十圓以下の罰金に處し五日以上三十日以下の禁錮に處す

同第三項　滿二十一年以下の幼者の爲め酒類を購求したる者は四十圓以上百圓以下の罰金に處し三十日以上九十日以下の禁錮に處す

〇英國幼者酒類賣買取締法（明治三十四年八月十七日可決）

英國皇帝陛下は貴族院及衆議院の協贊を經たる幼者酒類賣買取締法を裁可し玆に之を公布せしむ

第一條　千八百八十六年に發布せられたる幼者酒類賣買取締法は之を廢棄す

第二條　酒類販賣營業免許を有する者酒類の何たるを問はす情を知て滿十四年以下の幼者に之を販賣若は交付するとき又は人をして該幼者に販賣若は交付せしむるときは四十志以下の罰金に處し再犯以上は五磅以下の罰金に處す但し購買者の住宅又は執業勞働所に於て販賣若は交付する場合並に酒類賣買の場所以外の地に於て消費せられむか爲め一平（二百五十二匁）以上の分量を器物に入れ該器物に栓を爲し且封印して販賣若は交付する場合は此の限に在らす

何人たるを問はす酒類を得へき目的を以て酒類を販賣せられ若は交付せられ又は配賦せらるる場所へ情を知て滿十四年以下の幼者を使に送ることを禁す此の禁を犯す者は前項の罰金に處す但し販賣交付又は配賦せらるへき酒類若は前項の如く器物中に封印せられたる場合は此の限に在らす

第三條　酒類販賣營業免許を有する者は酒類の交付者として家族、僕婢、雇人等を使用することを得

第四條　此の法の下に訴訟の起りたる場合に於ては此の法は英國に於ては千八百七十二年より同七十四年まて施行せられたる酒類免許條例、蘇格蘭に於ては千八百二十八年より同九十七年まて施行せられたる酒類免許條例、愛蘭に於ては千八百三十三年より千九百年まて施行せられたる酒類免許條例と同一のものとして解釋せらるへきものとす

第五條　此の法に於て「栓」と稱するは塞子

の種類の木たると其の他の物體たるとを問はす總て之を栓と稱するものとす

封印と稱するは其の物の何たるを問はす之を破壞せされは栓を引拔く能はさるものを云ふ

第六條　此の法を稱して千九百一年の幼者酒類賣買取締法と云ふ

第七條　此の法は千九百二年一月一日より施行す

英國幼者酒類賣買禁止法案の提出

英國衆議院議員「クロムビー」氏より同院に提出せる幼者酒類賣買禁止法案は千九百一年二月十九日を以て同院の議事日程に上り同三月二十日其の第一讀會は開かれたり

是より先き同法案は「サー、ジョセフ、リース」氏より議院に提出すへき筈にて氏は多年衆議院議員として議場の經驗に富みたる老練家なるか故に議院內外の禁酒主義者は深く氏に望を囑し氏も亦法案提出の件に付大に斡旋する所ありしか不幸にして病に罹り到底同案提出の如き重大なる責任を負擔すへからさるものあり依て氏は後繼者として「クロムビー」氏を推薦し同主義者も亦一般に之に同意を表せるを以て氏は即ち「クロムビー」氏に後事を託し政界の煩悶を避け暫く閑地に靜養せり

「クロムビー」氏は新進の政治家なれとも其の技倆の非凡なるは既に世人の認識せる所なれは氏は議院內外の輿望に依り愈々禁酒法案の提出者となり左記の諸氏は贊成者として同法案に署名せり

前國務大臣「アスケス」氏

「ドーグラス」氏

「ヘンリー、フヲーラー」氏

「サー、エドワード、グレー」氏

「ハーリー」氏

「サー、ジョセフ、リース」氏

「サー、ウイリアム、ホーヅウヲース」氏

「トリトン」氏

「ヱー、トーマス」氏

「ウイリアム、ジョンストン」氏

「ビール」氏

一千九百一年三月二十日午後零時を以て禁酒法案の第一讀會は開かれたり、此日傍聽席は開會前既に滿員し近年稀なる盛況を呈したりしか原案提出者「クロムビー」氏は滿堂喝采拍手の裡に起立して左の如く演說せり

「クロムビー」氏　滿堂の諸君よ、余は原案提出の榮譽を得たることを諸君に感謝すると同時に豫め諸君に懇望すへき一事かある、其れは外の事てはない元來此の原案提出者は知名の人物てない（「謙遜々々」と呼ふ者あり）提出者か有名の人士てないからと云ふて併て原案其物を輕く見られぬ樣豫め希望す、扨て是より本法律案に就き鄙見を開陳せんに抑々本案は三個の性格を具備して居る、則ち第一に本案は黨派問題に非さること（拍手喝采）第二に本案は時勢の必要に適合して居ること第三に本案は禁酒主義を溫和に應用せるものなること、此の三個てあるか溫和なる禁酒主義に對して本院中何人も反對はあらさるへし否な溫和なる禁酒主義は滿堂諸君の歡迎せらるる所ならん（ひや／＼）回顧するに禁酒主義者と其の反對者は近年まて相共に極端に走て氷炭相容れす前者は法律を以て一國の酒類を全滅し根絕せよと說き後者は酒類の賣買のこと並に之を飮むとか飮まぬとか云ふ樣なことは一切法律を以て干涉すへからすと論し雙方共實に非常の極端主義を固執したりしか爾來世の風潮全く一變して復た斯る極端主義を主張することを止め雙方共に中正穩和の意見に依て酒類問題を解釋するに至れり余輩は國家の爲之を祝せさるを得す（ひや／＼）、今や酒類問題は抽象的討論問題の範圍を脫して具體的實行問題となり、倫理道德問題の域より進みて國家生存問題となれり（喝采拍手）然り酒類問題は國家の生存に大關係を有する實際問題なり、請ふ試に世界進化の大勢を見よ、列國間に於ける生存競爭は年一年に激烈の度を加ふるにあらすや、此の激烈なる競爭場裡に立て優勝の位置を占むる者は必す心身の强健なる國民なるへく、劣敗の悲境に落入る者は體格の軟弱なる人民ならむ是れ明々白々なる自然の數にして而して酒は人の體格を軟弱ならしむる諸原因中實に其の絕大なるものに非すや（大喝采）果して然らは酒類害毒の蔓延を防禦せむか爲相當の取締を爲すは國家當然の義務なるへし（大喝采）夫れ然り酒類の害毒は之を防止せさるへからす、但し現代人民は飮酒に由て生する所の細大な弊害は嚴重なる取締に依て一切之を掃蕩し得へきか之は一の疑問てある、激烈嚴密の法律を設て之を勵行するときは現代國民飮酒の弊害を悉く除却することを得へきや否、之は疑問てある、而して余は今茲に之か解釋を試みさるへし、余は過去現在の國民に就ては茲に喋々せさるへし、然りと雖將來は吾人の眼前に在り今の幼者は將來の國民なり、此の將來の國民は今日に比し數層激甚なる世界列國生存競爭場裡に立たんとする者なるか故に彼等の心身を强健ならしむるは彼等の父母たる吾人人民の一大責任に非すや（喝采拍手）次代國民の體格を完全に發育せしむるは當代の國民たる吾人の一大義務に非すや（喝采拍手）果して然りとせは吾人は酒類害毒の幼者に傳染するを豫防せさるへからす、是れ余輩同志者か本案を提出して諸君の贊同を求むる所以なり（拍手大喝采）、而して酒類に關する現時の狀態は如何、彼の飮酒店及酒類販賣店の形況は如何、余固より是等の營業其の物を非難するにあらす、亦店主其の人を責むるに非す、是等の營業者中には寧ろ尊敬すへき人も少なからす、然れとも次代の國民として國家を負擔すへき少年子弟か是等の營業店に出入することに關しては余輩絕對的に反對せさるを得す（ひや／＼）、精確なる統計によれは是等酒店に往來する者の中にて少なくも其の一割四分は幼者にして是等の幼者は其の初めは父兄の爲めに酒を買ふに過きさるにもせよ屢々酒店に出入するに從ひ幼者自ら飮酒の惡習に感染することなきを保し難し、否な酒氣を帶ひたる少年をは吾人は途上に於て往々目擊することあり、尤も從來の法律も幼者の飮酒を禁止せさるに非す即ち酒類の營業者は其の販賣の場所にて飮用せらるるものと知りたる以上は幼者に賣渡すことを禁止せられ、酒に醉ふたる幼者に警察官に依て拘留の刑に處せらる、去れと此の現行法は實地[illegible]の效用をなささると云ふ其の次第に成るは[illegible]、[illegible]の場所に於て幼者は飮用することを得されとも其の場所以外の地ならは幼者は現行法の下にて自由に酒を飮み得るなり、又酒に醉ふたる少年は現行法により拘留の處分を受くると雖之は酩酊せる少年か警察官に反抗して其の命に服せさる等の如き場合に限られたるに似たり故に余は現行法を評して同法に幼者の飮酒を制止すへき效力を有せさるものと斷言するを憚らす、是より先き政府は幼者飮酒弊害の漸く大ならむとするを見て即ち調査委員を任命し少年に酒を賣る事に據て生する所の弊害の度如何を審査せしめたるに其の審査の結果は幼者に酒を賣る事の大害ある事實を充分に證明せり、但し二十餘名の委員は自他の間多少見解を異にして其の調査報告書も多數者の意見及少數者の意見なる二種に分れ即ち多數者は酒を幼者に賣る者と酒買ひに幼者を遣る父母とを併せて罰すへしと報告し少數者は酒を幼者に賣る者のみ罰すへしと報告せり、少數者は更に附記して曰く法律は輿論に適合せさるへからす而して幼者に酒を買はしめたる父母を罰するは輿論の贊成する所に非す故に酒を賣りたる者のみを罰すれは足れりと、夫れは父母を罰すへきや否の件に付ては多數少數二派の調査委員其の說を異にすると雖酒類を賣りたる者を罰するの件に關しては二派其の意見を同ふして而して亦實に其國輿論の贊成する所なり此の故に余輩同志者の提出せる本案は全國輿論の後援を得且政府の贊助を得たるものと云ふへし何となれは調査委員は政府の代表者にして而して本案は同委員全部の意見に符合すれはなり、且又本案か本院に提出せられてより以來或は個人の資格を以て或は團體資格を以て本院に宛てたる哀訴願書並に各議員に宛てたる勸告狀は其の數實に幾千萬通なるを知るへからす而して其の大部分は本案の通過を懇請する者に在らさるは無し亦以て本案か輿論を代表せるの明證ならむ（大喝采）若夫れ本案の各條項に至りては其の字句中多

少の修正を要するものあるへし本案の提出者は一字一句の修正をも施すへからさる議案として之を本院に提供せるには非す即ち幼者に酒類を賣ることを禁止せむとするを以て本案の目的となす（ひや〳〵）此の目的を達することを得は即ち足れり、仰き願くは本案をして此の目的を貫徹せしめよ（拍手大喝采）

「クロムビー」氏の演說は之にて終了し夫れより討論に入る

「ホーヅウヲース」氏（保守黨議員）　余は本案を賛成す、法案に對して熱心なる同情を表す

「ゼームソン」氏　余は本案に反對なり、併し酒屋と何か關係かあるから反對すと看做されては迷惑なり、余は飲酒店には何等の關係を有せす（此のとき「ジョンストン」氏横合より皮肉の質問を試み「火酒釀造所」にも關係なきやと尋ねたり、之には「ゼームソン」氏頗る閉口したりと云ふ、其の譯は氏は「ダブリン」市に於ける有名なる火酒釀造所の大株主なればなり）余は決して自から爲めにする所あつて反對する譯てはない、本案は結構な者てあるかも知らぬか併し本案に由て却て祕密に酒を飲む弊害が増長しようと思はれる

「タリー」氏　余も亦本案に反對す、尤も余は幼者の飲酒することを大に嫌惡すれとも併し法律の力に依て此の弊害を制止することは到底出來まいと思ふ、是れ余か本案に反對する所以てある

「ルーカス」氏　本案に反對

「トムキンソン」氏　本案に賛成

「フローワー」氏　本案に賛成

「ラーショーネシー」氏　本案に賛成（同氏は愛蘭より選出せられたる少壯議員にして熱心なる賛成演說を爲して議場に非常の感動を與へたり）

「ミドルモーア」氏　斯る法案には反對せさるを得す、斯る法案は破壞せさるへからす

「ハルデーン」氏　本案に賛成す而して余は本案に對する政府の意嚮を尋問せむと欲す

（此とき政府委員席に在りたる内務次官「コリング」氏は直に起て左の如く答辯せり）

「コリング」氏（内務次官）　内務大臣「リッチー」氏か所勞の故を以て本日出席せられさるは余の深く悲む所である、併し大臣か居らさるにもせよ余は大臣に代り責任を以て答辯する事か出來る、元來政府は本案に對して干渉することを欲せす、本案の取捨は全く之を議員各自由意思に放任することに政府は決定して居る、本案にして第二讀會を開くことゝならは内務大臣は其の時意見を述へらるゝてあろうか併し同大臣は本案の幼者年齡十六年を改めて滿十四年となすへしと豫て申て居られた、又本案第二條中に「情を知て」なる文字を挿入すへしと申して居られた、此の意見には余も同感である「コリング」氏は斯く答辯して演說の局を結ひたりしか其の終局に當りて暗々裡に本案に對して同情を表せさるかの如き口調を漏したり）

「ハーコート」氏（自由黨前内閣の内務大臣）　唯今内務次官は其の答辯の結末に於て酒類問題に關し法律に依て幼者を制裁するは不都合てあるかの如き口調を漏されたるか併し若之を不都合なりとすれは普通教育問題に關し法律に依て幼者の就學を制裁する事も亦不都合と云はねはならぬ、法律に依り幼者の就學を督促するは何人も是認する所なると共に法律に依て幼者の飲酒を制止することも亦之を是認すへき筈である、故に余は政府か本案に對して出來得る限り便益を與へ以て本案の成立を賛助せむことを希望す、又余は本案を法律調査委員會に付託せむことを希望す、何となれは本案を全院委員會の議に付するときは本案は恐らく破碎すへけれはなり

「バートレー」氏（倫敦市の選出議員）　余は大に本案に反對す、余は本案の破滅を熱望す

「サンドーソン」氏　余は本案に大賛成なり余の選出地なる愛蘭の人民は其の政派宗派及階級の何々たるを問はす國民一般に本案に對して深厚なる同情を表し本案の通過を熱望せり（拍手喝采）本案をして當期議會を通過せしむるは全く政府の責任に屬す而して余は此の責任を完ふせむことを政府に向て懇望する者なり（滿場拍手大喝采）

（「サンドーソン」氏の演說を了りたるは午後五時過なりしか軈て原案提出者なる「クロンビー」氏より討論終結の動議を提出せり）

○討論終結

議長　只今「クロンビー」氏の提出せる討論終結の動議に就き採決すへし

討論終結を可とする者	四百〇七人
討論終結を非とする者	三十一人

討論は玆に全く終結せり

○採　決

議長　次に第二讀會を開く可きや否やに付き採決すへし、之れを開くを可とする者は則ち「可」と云ひ之を開くを否とする者は則ち「否」と云ふへし

「可」と云ふ者	三百七十二人
「否」と云ふ者	五十四人

依て本案は非常の大多數を以て第二讀會を開くことに確定せられたり

是れより先き議長か第二讀會を「可」とする者過半數なりと宣告するや本案の反對者なる「ゼームソン」「タリー」の諸氏より異議を提出して「否」とする者多數なりと主張し之れか爲め議場は一時混雜を極めたるか議長か最後に「可」「否」兩派議員に起立を命し衆議院書記官をして其の頭數を精算せしむるに及ひ前記の如き結果を得たるなり

次に「クロムビー」氏より本案を法律調査委員に付託すへしとの動議を提出し全院委員會の議に本案を付することの不可なる理由を簡明に演說したりしか、時恰も閉場時刻に接近せるを以て當日は之にて閉場せられたり

又右の「可」三百七十二人と「否」五十四人を政黨に類別すれは左の如し

「可」三百七十二人

此の内譯

自由黨出席議員全部	百四十七人
保守黨	百三十二人
統一黨	四十二人
國民黨	五十三人

「否」五十四人

此の内譯

保守黨	四十三人
統一黨	三人
國民黨	十人

但し自由黨の出席議員中「否」に賛成したる者は一人も無く、則ち自由黨員は全部擧て禁酒法案の賛成者なりと知るへし

又右表中の統一黨に「チャムバレン」氏「デボンシャイア」公等と共に曾て自由黨より分離せる一派にして國民黨は則ち愛蘭より選出せられたる議員の團體なり又自由黨の名士にして前内閣大臣たりし「ハーコート」「ジョシ、モーレー」「バンナーマン」「アスケス」「チャール、ジルク」等の諸氏は當日打揃ふて議場に出席し熱心なる拍手喝采を以て禁酒派の演說を歡迎し且採決の際「クロムビー」氏の動議を賛成せり、然るに本案に反對して第二讀會を開くを「否」とせる保守黨員以下五十四名の議員中には知名の人士皆無にして平凡の議員のみなりしは當日の一奇觀にてありき

「ハーコート」氏は「グラットストン」氏終身の親友にして「グ」氏と共に議場に出入せること數十年、其の間「グ」氏と共に内閣に列せしこと前後數回に及へり、自由黨中議院の經驗に於て「ハーコート」氏の右に出つる者なく氏は實に自由黨中屈指の老政治家なるか禁酒法案第一讀會の終了せる後或る人に語て曰く「クロムビー」氏の演說は余か議院に於て多年聽聞せる演說中最も善美なるものゝ一なりと、以て「クロムビー」氏演說の價値を察するに足らむ

英國諸領地の酒類販賣に關し幼者に酒類を販賣する者を罰する法律は大同小異なるを以て玆に之を概括して幼者の年齡と罰金の額のみを略記すれは左の如し

「ノバスコシア」｛幼者年齡二十一年以下／罰金五十弗｝

「ノース、ウエスト、テリトリー」に於ては幼者年齡十八年以下、初犯罰金二十五弗、罰金を納付し得さるとき禁錮一箇月、再犯罰金五十弗、免許狀沒收罰金を納付し得さるときは禁錮二箇月

「オンタリヲ」｛幼者年齡二十一年以下／罰金十弗以上五十弗以下｝

「プリンス、エドワード」島｛未成年者
罰金十弗、酒類販賣營業六箇月停止、再犯は罰金二十弗、酒類販賣免許狀沒收
「ク　イ　ペ　ッ　ク」｛未成年者
罰金二弗、罰金を納付し得されは禁錮二週間
「セ　ー　チ　ル　ス」｛幼者年齡十五年以下
罰金十留、再犯以上は罰金二十留
「タ　ス　マ　ニ　ア」｛幼者年齡十六年以下
罰金十磅以下
「ト　リ　ニ　ダ　ッ　ト」｛幼者年齡十二年以下
罰金五磅以下
「タークス、アイランド」｛幼者年齡十六年以下
罰金十磅以下、再犯以上は罰金二十磅以下
「ヴ　イ　ク　ト　リ　ア」｛幼者年齡十六年以下
罰金二磅以上十磅以下

前記法律の統計　英國諸領地に於て幼者に酒類を販賣する事を禁止する諸州は約三十箇にして此の內幼者の年齡を十六年以下に定むるもの十二箇、十五年以下六箇、十八年以下三箇、未成年者三箇、二十一年以下十四年以下十二年以下各二箇宛なり又罰金は平均五磅乃至十磅なり

米國未成年者飮酒禁止法理由書

未成年者の身體各部の組織は未た完成せさるを以て之を老者に比すれは「アルコール」の侵害を受くる事一層多大なり其の最患ふへきものは全國都鄙幾萬の學生か飮酒の爲其の目的たる學業を成す能はさるにある是文明諸國か幼者の飮酒取締に關し特に嚴重なる規定を設くる所以なり

酒は人身の臟腑を損傷し血液を汚敗し腦髓を侵害し神經を痲痺す

酒は疾病貧困犯罪等社會百害の最大原因なり

酒は國家の資力を減殺し國民の元氣を消耗せしむ酒の原質は酒精即ち「アルコール」なり然るに「アルコール」は「モルヒネ」又は「クロロホルム」等に均しき毒藥にして專門醫家の外は濫に之を使用すへきものにあらす

「アルコール」の胃に入るや胃液及唾液を非常に分泌せしめて消化機の調和を破り且胃液中消化に必要なる「ペプシネ」の作用を妨害す

「アルコール」の血管に入るや血液中の酸素を奪取し水分を減少し蛋白質を凝固せしめ以て血液の作用を失はしむ

「アルコール」は肝臟腎臟心臟等に危險なる脂肪變化を起し肺臟を侵害す

「アルコール」は神經及腦髓を刺激し殊に知覺感情の司府たる後腦部は「アルコール」の爲損傷せらるゝこと最大なり

故に何等の點より觀察するも酒の人身に有害無益の毒物たるや明なり或は飮酒家の肥滿を見て健康の表顯なりと云ふ者あるとも事實は正しく反對にして其の肥滿は即ち不健康の證左なり蓋し不淨なる脂肪の凝積するは身體に害ありて益なけれはなり或は酒は體溫を增進すと云ふ者あるとも是亦誤謬の見解なり酒を飮むときは其の刺激に由りて體內の溫度外部に發出するを以て皮膚の神經は體溫の增加を感すと雖其の實外部の增加は內部の減少に由來するを以て全體の溫量は寧ろ幾分か減退すものとす或は又酒は勇氣を鼓舞し氣力を振興すと云ふ者あれとも其の鼓舞振興たるや恰も鞭の馬に於けるか如く鞭を加ふる愈々激しけは馬は唯た益々疲勞するのみ

要するに酒類は個人又は社會を害する各種の毒惡物中にて其の最たるものなり故に國家は之を禁止すへき義務を有す國家既に阿片を禁する以上は酒類亦固より之を禁せさるへからす蓋酒の害毒は阿片に比すれは數倍甚しきものあれはなり之を病患に喩ふれは阿片は「コレラ」、「ペスト」の如く酒は肺病、黴毒の如し肺病、黴毒の害毒は「コレラ」、「ペスト」の如く顯著ならされとも其の陰險頑强にして而かも流毒範圍の廣大なるは「コレラ」「ペスト」等の遠く及ふ所にあらす

法律に依り未成年者の飮酒を禁するは聊か干涉に過るの嫌なき歟と疑惑する者あれとも現代の老者と現代の未成年者との關係は一家父子の關係と毫も異なるなく即ち吾人國民は將來の良民となるへき未成年者に對して愼重なる親權を施行し之を監督養成すへき大責任を負擔するものなり此の理を了解すれは前記の疑惑は自から氷解せむ或は又幼者禁酒法實行の困難を說く者あれとも其の困難は獨り同法に限るへきに非す若し之を口實として同法の廢棄を唱ふる者あらは是强竊盜盡きさるの故を以て之を自由に放任すへしと說き賣淫絕へさるの故を以て之か取締を全廢すへしと唱ふる者と何そ擇ふ所あらむ

玆に北米合衆國諸州の法典中より幼者の飮酒取締に關する條項を摘載し以て參稽に資せむとす

「アイヲワ」州の法律

第二千四百三條　父母又は後見人若は醫者の保證狀を有せさる幼者に酒類を販賣し又は給與したる者は二百圓の罰金に處す但し罰金の一半は該罪狀の告發者に賦與し一半は該罪狀發生地の學校基金中に寄贈すへきものとす

「オレゴン」州の法律

幼者に酒類を販賣し又は給與したる者並に幼者を出入せしめたる飮食店、料理店等の店主は百圓以上六百圓以下の罰金に處し一年以內の禁錮に處す

右の場合に於ては酒類販賣者又は店主の有する營業免許狀は之を官廳に沒收す

幼者年齡を詐りて滿二十一年以上の成年者と稱し酒類を購求したるときは該幼者を五十圓以上三百圓以下の罰金に處す

「イリノヰス」州の法律

父母若は後見人又は醫師の酒類購求委任狀を有せさる幼者に酒類を販賣し又は給與したる者は四十圓以上二百圓以下の罰金に處し十日以上三十日以下の禁錮に處す

「ニーハンプシヤ」の法律

飮酒店の店主又は酒類を差出す宴席の席主等は滿十六年以下の幼者を出入せしめ又は列席せしむることを得す此の條項に背反したる店主、席主等は四十圓以下の罰金に處す

「フロリダ」州の法律

第二千六百三十五條　葡萄酒、麥酒等苟も多少の酒精を含有する飮料を幼者に賣與したる者は無免許密賣罪に依り之を處分す

「アラバマ」州の法律

第三千五百二十一條　酒類販賣の免許を出願する者は幼者に酒類を販賣し又は給與せさるへき旨を嚴正に宣誓したる誓約書を當該官廳に差出すことを要す

紐育州の法律

酒稅法第三十條　會社又は個人にして酒類販賣を營業する者は、滿十八歲以下の幼者に酒類を販賣し又は給與することを得す

「ミゾリ」州の法律

第三千九條　父母或は監督者又は後見人の記名せる酒類購求認許狀を有せさる幼者に酒類を販賣し又は給與したるものは失行罪として之を處分し百圓以上四百圓以下の罰金に處す

西「ウヲルジニア」州の法律

第四千二百四十五條　何人に限らす幼者に酒類を販賣し又は給與したる者は失行罪として之を處分し二百圓以下の罰金に處し三箇月以下の禁錮に處す

第四千二百四十六條　飮酒店の營業者幼者を登店せしむるときは失行罪として之を處分す

又同州の酒類取締法中に左の一節あり

酒類販賣營業免許の出願者に對し當該官廳は之に免許狀を下付する前豫め誓約書を差出さしむることを要す

該誓約書中には該出願者滿二十一年以下の幼者に酒類を販賣し又は給與したるときは償金七千圓を差出すへきことを記載せしむるものとす

又該誓約書中には該出願者の販賣し又は給與したる酒類を飮用したる者の醉狂に由り生したる一切の損害は該出願者總て之を賠償すへ

きことを記載せしむるものとす

「ウイスコンシン」州の法律

第千五百五十七條　飲酒店營業者、酒類販賣者其の他何人たるを問はす幼者に酒類を販賣し又は之を給與したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處し三十日以下の禁錮に處す

「ミスシッピ」州の法律

第千五百九十四條　幼者に酒類を販賣する者・又は之を給與したる者は二百圓以上二千圓以下の罰金に處し六箇月以下の禁錮に處す

第千六百七條　飲酒店營業者若し幼者を登店せしむるときは四十圓以上一千圓以下の罰金に處し三箇月以下の禁錮に處す

第千六百八條　滿二十一歲以下の幼者其の年齡を詐りて成年なりと稱し飲酒店に入りたる場合に於て年齡詐稱の證據を發見したるときは該幼者を四十圓以下の罰金に處し十日以下の禁錮に處す

「モンタナ」州の法律

第五百四十條　飲酒店又は酒類を販賣する料理店の營業者若し幼者を登店せしめたるときは失行罪として之を處分す

第五百四十一條　何人に限らす幼者に酒類を販賣し又は給與せむとするときは其の父母又は監督者の認可を受けさるへからす若し其の認可を經すして之を販賣し又は給與したるときは販賣者又は給與者は幼者の醉狂に由りて生したる金錢上若は財產上等の損害を賠償し且失行罪の處分を受くへきものとす

英國に於ける幼者酒類賣買禁止に關する實況

英國希望協會の運動　十有五年前即ち千八百八十六年五月十五日を以て英國希望協會は幼者酒類賣買禁止に關する意見書一百萬部を印刷して之を全國に配布し大に輿論を喚起したりしか同書の主意は幼者を使として酒類を購求するときは幼者の身體上及精神上に間接に直接に非常に惡影響を及ほすものあるか故に幼者をして酒類を購求せしむることは斷然禁止せさるへからすと云ふに在り

「コニービール」氏の提出案　衆議院議員「コニービール」氏は千八百八十六年は議會に於て幼者に酒類を賣ることを禁止するの法案を提供せり當時議院內外の同志者は右法案を通過せしめんか爲め大に運動したれとも不幸にして議會の委員會に於て修正せられたり即ち原案に於ては酒類賣買の場所に於て該酒類の消費せらるると否とを問はす幼者に酒類を賣ることは一切之を禁止するの法案なりしに修正案は酒類賣買の場所に於て該酒類の消費せらるへき場合に限り之を幼者に賣ることを禁止することゝせるか故に幼年は父兄等の爲め酒類を買て之を持ち去ることを得るなり斯る不完全の修正案にては固より有志家の目的を達することを得さるを以て禁酒同盟會希望協會其他の同志者は相一致して貴衆兩院の各議員に意見書を送り「コニービール」氏の原案を復活せしめんことを請求したれとも遺憾なから貴衆兩院は委員會の修正案通り可決せり即ち左の如し

酒類取締法(修正案)千八百八十六年可決

酒類販賣營業免許を有する者情を知て滿十三年以下の幼者に酒類を賣り之を其賣買の場所に於て使用消費せしむるときは二十志以下の罰金に處し再犯以上は四十志以下の罰金に處す

右の法律は議會に於て可決せられたる後直に施行せられたれとも格別善良なる結果を奏することを得さりき何となれは該法律の下に於て幼者は酒を買ふたる場所にて飲むことを禁せらるゝに止り他へ携帶して行くことは自由なるか故に幼年飲酒禁止の大目的は斯る不完全なる法律に依つて決して之を達することを得されはなり

各團體の運動　希望協會、禁酒同盟會、幼者飲酒禁止同盟會等の諸團體は千八百九十一年十月更に一百萬部の禁酒意見書を印刷して之を全國に配布し酒類の弊害を國民に知悉せしめ輿論の力に依て前記「コニービール」氏の原案をして議會を通過せしめんとせり然れとも今回も亦議會に於て否決せられたり

「ハンデル」氏の議案　同氏も亦千八百九十六年を以て幼者飲酒禁止法案を議會に提出したれとも是亦成功せさりき

其後の形況　是れより先き禁酒を主張する各種團體並に慈善有志家等は前記の如く數百萬部の意見書又は雜誌を全國に頒布し或は演說に講話に遊說に百方手段を盡して酒類の弊害を人民に知らしめたるを以て飲酒上に於ける諸種の惡習慣漸く改善せんとするの狀況を示し殊に幼者を使として酒を買はしむるの惡習著しく減少し從前夜の十一時頃迄續々として幼者か酒買ひに往來せる街衢も近來は晩方より此の如き兒女の隻影を見さるに至れり又夜間兒女を使に出すの結果は兒女の朝寢と爲り從て每朝小學校へ出席する者の數を減し此弊害は就中下層社會に於て甚しかりしも近來幼者をして夜間使ひせしむる惡習の大に減少せるか爲め自然勸學兒童の數に增加を來したり一小習慣の改良と雖も其成蹟此の如く著明なるか故に若し吾人の熱望する如く幼者の飲酒を全く嚴禁し幼者に酒類を賣ることを禁止するに於ては其功蹟の偉大なる實に測り知るへからさるものあるへし、又前記諸團體を初め有志諸士は爾來「ロンドン」、「マンチエスター」、「リバプール」、「ダブリン」等の諸都會を中心として禁酒運動を繼續しつゝあるを以て「コニービール」「ハルデン」諸氏の法案は不幸にして破れたりと雖も是等運動か間接に直接に好果を奏せること尠なしとせす

其他の運動　各寺院、諸敎會、市會、町會幼者保護會、學務委員會等は一方に於て政府及議會に向て禁酒運動をなすと同時に地方に於ては酒屋運動を開始し全國の酒類販賣營業免許を有する者を訓戒して幼者に酒を賣るへからさる理由を說示せり

禁酒運動の反對者　由來實業家と稱するの徒は唯是れ我田引水的私利我慾の輩のみ彼等の眼中には唯金錢あるのみ彼等は牽强附會の說を揑造して內務大臣及議會に宛て幼者に酒類を販賣するも敢て弊害なき旨を具申したれとも固より一顧の價値なきものとす

調查委員會　禁酒運動益々激甚を加ふるに從て政府も之を默視するを得す即ち調查委員二十四名を任命して幼者に酒類を賣ることに由て生する所の弊害の度如何を調査せしむることとはなれり

調查委員會の報告　該報告書は實に數千頁の記事より成るものなるか各頁悉く幼者に酒を賣るの弊害を證明するものに非さるはなしと云ふも敢て過言に非す又該報告は多數者の意見と少數者の意見と甲乙二種より成るものにして二種共に滿十六年以下の幼者に酒を賣るを以て弊害あるものと認定せり但し委員二十四人の內四名丈けは多數者及少數者の意見に反對し幼者に酒を賣るも全く弊害なしとの意見なりしか此の四名は即ち例の實業家中より選拔せられたる委員なれは彼等か弊害なしと言ふも無理ならさる次第なり扨又右甲乙二種の報告は左の如し

（甲）　多數者報告

酒類賣買の場所に於て該酒類の使用消費せらるゝと否とを問はす滿十六年以下の幼者に酒類を賣ることは一切之を禁止すへし又該年齡の幼者を酒類を買に遣りたる者は之を賣りたる者と同罪に處すへし

（乙）　少數者報告

酒類賣買の場所に於て該酒の使用消費せらるると否とを問はす滿十六年以下の幼者に酒類を賣ることは一切之を禁止すへし

即ち見るへし少數報告者は幼者を酒買に遣りたる父兄をは之を賣りたる者と同罰に處するの意見を闕くと雖も幼者をして酒を買はしむるの弊害は少數者多數者の共に等しく認定する所なるを

法律改正の必要　前記二十四名の調査委員は最も公平に選拔せられたる者にして而かも其報告右の如くなるか故に從來の幼者酒類賣買取締法を改定して一層嚴重なる法律を設くるの必要は朝野の均しく是認する所となれり

英國の諸領地に於ける法律　幼者禁酒運動は歐洲大陸諸國に於ても將に熾んならんとす然れとも外國の禁酒形況記事は之を他日に譲り本誌に於ては專ら我英國に關する禁酒運動の成否如何を敍述せんに我屬地及殖民地の現況は左の如し

「アンチグワ」の法律

千八百七十九年「アンチグワ」に於て制定せられたる法律は左の如し

酒類販賣の免許を有する者滿十六年以下の幼者に酒類を賣りたるときは二十志以下の罰金に處し再犯以上は四十志以下の罰金に處す

「ベルムダ」の法律

千八百八十年「ベルムダ」に於て制定せられたる法律は左の如し

酒類販賣の免許を有する者滿十六年以下の幼者か飲用するを知て之に酒類を賣ることを得す

前項を犯したるときは二十磅以下の罰金に處し並に該罪犯の告發に關する一切の費用を該犯罪者より徵收す又再犯の場合に於ては前記罰金及告發入費の外に酒類販賣免許を三箇月以內停止し三犯の場合に於ては酒類販賣營業を禁止す

「ケープ、コロニー」の法律（千八百八十三年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十五年以下の幼者に酒類を販賣し若くは交付し又は飲用せしめたるときは十磅以下の罰金に處し再犯以上は四十磅以下の罰金に處す

「セーロン」の法律（千八百九十一年制定）

酒類販賣の免許を有する者又は飲食店の店主たる者滿十五年以下の幼者に酒類を賣り之を飲用せしめたるときは十留以下の罰金に處し再犯以上は二十留以下の罰金に處す

「フヲークランド」島の法律（千八百八十二年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十六年以下の幼者に酒類を賣り之を消費せしむるときは十磅以下の罰金に處し且初犯に於ては酒類販賣の免許を六箇月間停止し再犯以上に於ては該免許を取上くへきものとす又該免許を有する者にして旅店飲食店等の營業者なるときは再犯以上に於ては該營業を二年以上五年以下停止す

何人たるを問はす滿十二年以下の幼者に酒類を販賣し若くは交付し之を持ち去らしめたるときは五磅以下の罰金に處す

「ガラビア」の法律（千八百九十四年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十六年以下の幼者に酒類を賣り之を飲用せしめたるときは二十志以下の罰金に處し再犯以上は四十志以下の罰金に處す

「チブロータ－」の法律（千八百八十五年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十六年以下の兒女に酒類を賣り之を飲用せしめたるときは二十五「ペセタ」以下の罰金に處し再犯に於ては五十「ペセタ」以下の罰金に處し三犯に於ては百二十五「ペセタ」以下の罰金に處す

「グレナダ」の法律（千八百九十六年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十二年以下の幼者に酒類を賣り又は人をして賣らしめたるときは五十磅の罰金に處す

人島の法律（千八百九十七年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十四年以下の幼者に酒類を販賣し若くは交付し又は人をして販賣し若くは交付せしめたるときは四十志以下の罰金に處し再犯以上は五磅以下の罰金に處す

「マルタ」島の布告（千八百八十三年發布）

何人に限らす滿十六年以下の幼者に酒類を販賣することを得す

「マニトバ」の法律（千八百九十一年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十六年以下の幼者に酒類を供給したるときは二十五弗の罰金に處し他の命を受て酒類實地供給したる者も同罪に處す

罰金を納付し得さる場合に於ては一箇月の禁錮に處す再犯に於ては五十弗の罰金に處し之を納付し得さる場合に於ては二箇月の禁錮に處し酒類販賣の免許を沒收す

海峽殖民地の法律（千八百七十八年制定）

何人たるを問はす滿十五年以下の幼者に酒類を賣り之を飲用せしめたるものは十留の罰金に處し再犯以上に於ては二十留の罰金に處す

「ナタル」の法律（千八百九十六年制定）

酒類小賣營業免許を有する者滿十五年以下の幼者に酒類を賣るときは二十磅以下の罰金に處す罰金を納付し得さる場合に於ては三箇月以內の禁錮に處す

「ニュー、ブランスウイック」の法律（千八百九十六年制定）

酒類販賣の免許を有する者未成年者に酒類を販賣し若しくは給與するときは十弗以下の罰金に處し再犯以上は二十弗以下の罰金に處す（他の命を受けて酒類を實地販賣し若くは給與せる者も亦同罰に處す）

「ニュー、フヲーンドランド」の法律（千八百九十五年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十八年以下の少年に酒類を販賣し若くは交付するときは五十弗以下の罰金に處す

「ニュー、サウス、ウエールス」の法律（千八百九十八年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十六年以下の幼者に酒類を販賣し若くは交付して之を飲用せしむるときは十磅以下の罰金に處し再犯以上は四十磅以下の罰金に處す他の命を受て酒類を實地販賣し若くは交付せる者も亦同罰に處す

「ニュー、ゼーランド」の法律（千八百八十一年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十六年以下の幼者に酒類を供給して之を飲用せしむるときは十磅以下の罰金に處し他の命を受て酒類を實地供給せる者も亦同罰に處す

初犯に於ては酒類販賣免許を六箇月間停止再犯以上に於ては該免許を沒收す

南部濠洲の法律（千八百八十年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十五年以下の兒女に酒類を賣り之を飲用せしむるときは二十五志以上五磅以下の罰金に處す

濠洲「クイーンスランド」の法律（千八百八十五年制定）

飲食店の店主又は酒類小賣營業人たる者滿十四年以下の兒女に酒類を販賣供給したるとき又は滿十八年以下の兒女に酒類を販賣供給して之を飲用せしめたるときは一磅以上五磅以下の罰金に處し再犯以上は三磅以上十磅以下の罰金に處し且つ罪犯告發の費用を納付せしむ

○岩崎勳君　本案は議長の指名を以て、九名の委員に付託されんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はないと認めます（「なし」「議長」と呼ふ者あり）因て本案は議長指名九名の委員に付託することに決します

○恒松隆慶君　更めて豫算第二分科を開いて差支あるまいと考へますから、議長も此上待てと云ふやうなことのないやうに、委員諸君はどうか御出席あらんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　日程第四、森林法中改正法律案の第一讀會を開きます――武藤金吉君。

第四　森林法中改正法律案（武藤金吉君提出）　第一讀會

森林法中改正法律案

森林法中左ノ通改正ス

第七十二條ノ二　組合ノ經費ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員之ヲ負擔ス

第七十二條ノ三　組合ノ經費ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ組合長ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テハ組合ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘシ

前項徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村、水利組合其ノ他之ニ準スヘキモノノ徵收金ニ次クモノトス

附　則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔武藤金吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○武藤金吉君　森林法中の一部の改正であります、其要旨は森林組合が組織されて居りまするが、森林組合の經費は定款の定むる所に依て組合員之を負擔をすると云ふことを明かにすることが一つ、又此經費を滯納するものがあつた場合には、組合長の請求

あるときは市町村が市町村税の例に依つて之を處分をする、是が一つであります、森林組合法は森林の國土保安の上から最も必要な仕事でありまして、現行森林法中に森林組合は此大切なることが掲げてあるのであります、故に此組合員の費用の負擔を的確に定むること、又滯納をするものを防ぐと云ふのが此趣旨であります、何卒極めて簡明なる案でありますから、御審議の上滿場の御協贊を仰ぎたいのであります（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられん事を望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議なきものと認めます、依て議長指名九名の委員に付託することに決します、日程第五、元屯田歩兵扶助に關する法律案の第一讀會を開きます――東武君。

第五　元屯田歩兵扶助に關する法律案（東武君提出）　第一讀會

元屯田歩兵扶助ニ關スル法律案

第一條　明治二十五年以後明治二十七年以前ニ召募シタル屯田歩兵ニシテ明治二十七年勅令第九十四號ニ依リ現役年限ヲ延長セラレタル者又ハ明治二十三年勅令第百八十一號屯田兵條例第四條ニ依リ其ノ兵役ヲ相續シタル者及此等ノ者ノ家督相續人ハ延長ノ現役ヲ勤務シタル期間ニ相當スル扶助料ヲ請求スルコトヲ得

第二條　扶助料ハ一人ニ付一箇月金二圓七十錢ノ割合ニ依ル一箇月未滿ハ之ヲ一箇月ト看做ス一戸ノ人員ハ二人ト推定ス但シ公文書ニ依リ十六歳以上六十歳未滿ノ者三人以上アリタルコト明カナルトキハ其ノ人員ニ依ル

第三條　本法ニ依リ給與ヲ受ケムトスル者ハ本法施行後一箇年以内ニ北海道廳長官ヲ經由シテ大藏大臣ニ請求スヘシ

請求書ニハ請求ノ事由ヲ具シ證據ヲ添付スヘシ

第四條　扶助料ハ公債ヲ以テ支給スルコトヲ得但シ五十圓未滿ノ金額ハ現金ヲ以テ支拂フヘシ

第五條　大藏大臣ノ處分ニ不服アル者ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔東武君登壇〕

○東武君　暫時、餘り長いことは申しませぬが、成るべく簡單に要旨を説明致しますが、本案を提出致した理由は、北海道に元屯田兵と云ふものがあつたのです、此屯田兵は法律の根據は明治二十三年改正屯田兵條例と云ふものに據りまして、屯田兵を召募致しまして、一面に軍事上の用に供すると同時に、一方開發を目的としたのであります、其二十三年の屯田兵條例に據りまして、屯田兵を召募したときは現役が三箇年で、豫備四箇年後備が十三年と云ふ規定になつて居たのであります、然るに明治二十五年勅令第九十四號に依りまして、突然現役を七箇年に延長致したのである、七箇年に延長してさうして其給與は、屯田兵は三箇年の間は一人前の扶助米と致して二斗二升五合の給與を與へ、鹽菜料として一箇月四十五錢宛與へることになつて居る、然るに突然法律が改正になつた爲めに七箇年に延長して三箇年の給與しかやらぬ、で後との四箇年はやらぬ、さうして現役に服せしめた、さう云ふ譯であります、其屯田兵の中には全部ではないのですが、明治二十五年に東旭川に移つた四百名、二十六年に當麻村に移つた四百名、二十七年に江部乙村に移つた四百名、此千二百名丈は全く給與に漏れて居る、それで此法律はどう云ふ風の經過を有つて居るかと申しますと、非常に舊い歴史を有して居ります、第十六議會以來此問題は繼續して居るのである、第十六議會に請願が出まして、此請願は通過致して居ります、第十八議會に内山吉太と云ふ人が法律を制定致して法律案を出して當議院を通過して居る、それから引續き十八議會以來請願を繼續して居つたのでありますが、第三十八議會、即ち一昨年の議會に於て此請願が出ました爲めに、請願委員會は特に愼重なる審議をなして、是は如何にも氣の毒である、國家が一日も捨て置くべきものでないと云ふことで、請願委員會の特別委員會を設けまして、請願委員會の特別委員會に於て政府委員と幾多の交渉を重ねた上に於て、唯今提出致したる法案が制定致した、請願委員會で制定して本院へ出して、本院は滿場一致で通過して居る、通過してさうして貴族院へ廻つた所が、貴族院は會期切迫の場合で遂に握り潰しになつたと云ふ事になつて居る、此院議尊重の上から申しましても、又本案の經過は頗る重大な鄭重な審議を盡されてあります、それで私共が何故に之を一日も早く救濟しなければならぬかと申しますと、屯田兵は開墾拓殖に從事致して、北海道が二百萬の人口を有して居るさうして一箇年の輸出輸入が二億萬にも達して居ると云ふ場合になつたのは、其初め蓁蒙荊棘の土を拓いて、一面には軍事に貢獻し、一面拓殖に盡した、彼等の粒々辛苦の血液の結晶である、さうして又彼等は如何なる事をしたかと云へば日清戰爭に於ても出征致して居り、日露戰爭に於ては最も功勳顯著であります、彼の旅順攻圍軍の如き、肉彈を投ずるやうな非常な軍事に貢獻したと云ふ事は、是も爭ふべからざる事實である、然るに此法律で三年と云ふ事で召募して七箇年の現役に延ばして四箇年も給與しないで追使つて、さう云ふ幾多の犧牲を拂はしめて居る、之を救濟しないと云ふことは、非常に社會問題として由々敷きことであると考へて居るのであるそれで本年は數億萬圓國防計畫が立つて居り其國防計畫に對する增税と云ふものも提出してある、然るに斯の如きものを救濟しないで置いて、一部の非常に犧牲を拂つたものに國家は何等の救濟もしない血も涙も無いと云ふ事になれば何人か軍國の爲めに盡す者がありませうか是は極く微細の事のやうですが國民の精神教育の上から――思想の上に於いても一日も捨て置くべきものでないと思ふ、斯樣な弱者を救濟すると云ふ事は最も必要な事であらうと考へて居るのであります、政府は之に對し如何樣な所見を有して居るかと申しますと、此給與の四箇年間、其當時の率にして直せば米價十圓に換算すれば百二十萬圓ばかり掛る百二十萬圓を給すると云ふ事は中々困難であると云ふ事で、此請願委員會の作つた案では四十八萬圓になつて居る、四十八萬圓要求したら宜いと云ふ事になつて居るが、此計算の率は委員會等で申上げる事に致しますが、政府は其當時是は條例の命ずる所であるから、救濟する法律上の義務が無いと云ふて居る、若しそれが無いと云ふなら奈古浦丸なり其他日露戰爭に於ても澤山のものが出て居る獨り殘つて居るのは屯田兵の給與問題でありまする、政府當局者は之に對して絶對の反對はしない、氣の毒であると云ふ事は申して居る、さうして三十八議會に於て屢々政府け、どの位の救濟額を以て請求したら宜いと云ふ意嚮を有つて居るかと云へば、是は財政當局者の意見を聞かなければならぬから、大藏省に一つ能く相談をしなければ申上げる事は出來ぬと云ふことになつて、大藏當局者と其後相談をした結果で九萬七百二十圓丈は出しませうと、斯う云ふ四十七萬圓の中で九萬何千圓丈は救濟をしやうと云ふのであるが、更に請願委員會に於ては之を十八萬圓位にして、妥協は出來ないだらうかと云ふやうなことになつて、其儘になつて此案が解決が付かないのでありまするが、どうか諸君に於かれましても、斯の如き問題は國家として一日も捨置くべからざるものであると云ふこと丶、屯田兵が國家の爲めに如何に貢獻をしたと云ふ事と、或は日清日露其他の戰役に於きまして多大の犧牲を拂つたと云ふ事と、又同じく屯田兵には恩給令の改正がありましたけれども是も恩給の恩典を受けて居らぬ者も多いのであります、昨年恩給改正がありましたけれども、此恩給改正に於ては、總て日勤下士と云ふ者は恩給を受くることになつて居りますけれども、普通の屯田兵には恩給などの恩典も受けて居らぬことになつて居る是も請願が度々出て居るのでありますからして、社會問題の一つとして國家が當然、此等の救濟すべき者は一日も早く救濟して、さうして上下相一致し、さうして臣民の義務を盡すと云ふこととの報效の精神を盡すと云ふことに付ては、多大の貢獻と必要のあることゝ考へまするのでありますからして、冀くば滿場諸君に於きましても、此案に付て多大の同情と御贊成を得て一日も早く御解決あらむことを特に切望して止まぬ次第であります（拍手起る）

○岩崎勳君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎君。

○岩崎勳君　本案は議長の指名を以て、九名の委員に付託せられむことを望みます。

〔「贊成々々」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はないと認めます、仍て本案は議長指名九名の委員に付託する事に決しました――日程第六、東方調査局設置に關する建議案、伊東知也君。

第六　東方調査局設置に關する建議案（伊東知也君提出）

東方調査局設置に關する建議案

東方調査局設置に關する建議

東方の國情調査に關する特別機關を設け在朝在野を問はす廣く其の事情に精通せる人士を集め完全なる調査機關を設け以て我か國對東方政策の根柢

を確立せむことを望む

右建議す

〔伊東知也君登壇〕

○伊東知也君 本案は大正元年の議會以來、殆ど每議會私は提出致して居ります、さうして常に滿場一致を以て通過をして居りますのですが、政府は歷代の政府共に少しも實地に之を行ふことはしないのであります、どう云ふ理由か、一向私は解することが出來ませぬが、何か政府は若し斯う云ふ調査機關でも設けられると云ふと、却て政府に反對する材料を蒐集するぢやないかと云ふやうな慮を抱いて居られるらしいので、實に奇怪千萬な話であります、申すまでもありませぬが、今日は非常に大切な場合でありまして、是非とも十分の上にも尙ほ十分に東方の形勢を調査して、我國は今日より之に備へて置くの必要と云ふことは申上げるまでもない事であります、此間私は支那に對する政策の質問に於ても略々述べ盡しましたから重ねて此處で其點に付て申上げる事は避けまするが、政府は過日の質問に對して、諸君が御聽きの通りの答辯書を今日寄越したのであります甚だ矛盾せる答辯であつて、支那の內政には干與しないが特別の事情があると云ふやうな、殆ど衝突矛盾の極を盡した答辯書を寄越してありますから、場合に依て私は之に對しては再質問をしなければならぬ、併し何れにしても支那の事情及び東洋全體の形勢を調査すると云ふことが、非常な必要のあることは、賢明なる諸君に向つて諄しく申上げるまでもない、政府の方々であり或は議員の立派な方々であつても、段祺瑞が復辟運動をしたとか、或は王占元が總理大臣になつたとか、或は梁士詒と梁啓超と間違へたり實に非常な滑稽なことを、此度の議會中に於ても耳にして居るのである、斯う云ふ工合では到底支那の前途に對し、我邦國家興廢の岐るゝ際に當つて十分の用意をする事が出來ませぬのですから、是は申上げるまでもないことですが、どうぞ諸君も其御積りで、此度は是非とも政府をして此案を實行せしむること、又滿場一致で通過することに極つて居ると私は思ひまするけれども、是非政府をして實行せしむるやうに、諸君はどうぞ御盡力あらんことを私は切に希望するのであります、是れ以上何も申述べることはありませぬし、尙又私は其他に付ては委員會に於て述べやうと思ひます(拍手起る)

○岩崎勳君 議長。

○議長(大岡育造君) 岩崎勳君。

○岩崎勳君 本案は議長指名九名の委員に付託せられんことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議は無いものと認めます、仍て議長指名九名の委員に付託することに決します、第七輸出綿織物檢査所設置に關する建議案を議題と致します、隅田豐吉君。

第七 輸出綿織物檢査所設置に關する建議案(隅田豐吉君外一名提出)

輸出綿織物檢査所設置に關する建議案

輸出綿織物檢査所設置に關する建議

歐洲の大戰勃發以來列國の運輸交通圓滑を缺き東洋及南洋方面の貿易は殆と我か國に於て之を輸出するに至れり就中綿織物は近來機業の發達と共に益海外の需要を激增し輸出年額は優に五千萬圓を超え輸出貿易品中實に二三位を占むるの盛況に達せり然りと雖我か國生產業者中往々商業道德の觀念を缺き粗製濫造の非難を惹起する者尠からす政府は速に輸出綿織物檢査所を適當の地に設置し以て其の粗製濫造を防遏すると同時に大に製品の改善を圖り這の好市場を永遠に失はさらしめむことを期すへし

右建議す

〔隅田豐吉君登壇〕

○隅田豐吉君 當建議案を提出致しました趣意に付きまして、少しく簡單に申述べたいと存じます、歐洲の大戰亂が勃發致しましてから、我國の海外貿易の狀態は實に好影響を蒙つたのであります、從前より致しまして或は英吉利、或は獨逸、其他歐米諸國より致しまして、印度海峽植民地、南洋諸島、或は支那、彼の方面に此等の諸國よりして輸出せられて居りましたる所の商品は、殆ど交通杜絕に近き海運力の缺乏と、更に交戰各國に於ける所の工場動員、即ち各種の生產品の工場は軍需品の工場と變化致しましたるが爲めに、此等東洋及印度洋南洋方面に輸出する所の商品は來なくなつたのであります、爲めに此等の地方に於きまして、其補充を我國に仰ぐと云ふことになりました、隨て我國よりして此等の方面に向つて新に販路が擴張せられた譯でありまして或は各種の織物にせよ、或は雜貨にせよ、其他種々の商品は此等の方面に新需要地を得た次第であります、其中に於きまして特に目立つて增加致しましたのは織物であります、尙ほ其織物の中に於きまして綿織物は最も增加の顯著なるものであります、日本全國一般を總計致して見まするると、頗る巨額に相成つて居ります、綿織物の海外に輸出する所の總額は無慮一億圓以上に相成つて居るのであります、小さく是が例を取りまして私共の地方たる和歌山縣丈に於きましても、大正二年即ち戰前に於きまして海外に輸出して居りましたる所の綿織物は、僅に五十萬反內外であつたのであります、所で昨年即ち大正六年に於ける所の、和歌山縣よりして海外に輸出した所の綿織物は四百萬反以上に相成つて居るのであります、斯の如く盛況を來して居ると云ふことは、實に帝國貿易のために慶賀に堪へない次第でありますが、諸君、我國の商工業者の通弊とも云ふべき目前の利欲に眩惑して、少しく販路があり賣行でもあると致しまするると、忽ち粗製品を供給致しまして、暴利を貪らんとする者が往々あるのであります、又約定をして賣渡して置きましても、少しく其約定當時より價格でも騰貴致しまするると云ふと、約定品の引渡を拒むとか、又は粗製品を渡すとか、左樣なる陋劣なる商工業者があるのであります、之が爲めに折角得たる所の需用地よりして――得意先よりしてどうも折角約束をして送つて貰つたが、見本に相違して居る、實に粗製品である、又荷造の中に空荷になつて居ると云ふ、各種の非難苦情が取引先から起つて居るのであります、殊に綿織物に於て甚だしいことであります、是は實に我國の貿易の爲めに――貿易界の前途の爲めに心細く寒心すべきことゝ信ずる者であります、故に之を匡正するに付きましては是非共政府は適當なる所の、即ち綿織物の多量に產出し、而して之が取扱の極めて便利なる所の適當なる所を撰擇せられまして、輸出綿織物の檢査所を設置せられまして、是等綿織物業者の粗製濫造品の輸出を防遏しまするると同時に、是等の製品の改善を圖られまして、而して我國の此戰局に際しまして、折角得ましたる所の得意を失はぬやうに、永遠の計を立つると云ふことは、現今當面の問題として極めて必要な事と信ずる次第であります、國立を以て檢査を致して居りまする此貿易品の檢査所は、神戶には花莚の檢査所があります、又橫濱には生絲檢査所があります、神戶の花莚檢査所は確か强請檢査を致して居ると信じて居るのであります、橫濱の生絲檢査所は任意檢査であるやうに承知致して居ります、併しながら任意檢査であるとしましても、御承知の如く我國の輸出貿易品の大宗を占める物であります、故に任意檢査に致しましても之を國家が經營する事が相當でありませう、又私の今建議致して居ります此綿織物の如きは、此戰局の結果と致しまして、極めて劇甚の發達增加を致しました次第でありますが故に、是は當然强請檢査を致しまして是等粗製濫造品の海外に輸出することを防遏すると云ふことは、國家として當然爲なければならぬ事と信じまするが故に、玆に建議案を提出致しました次第であります、惟ふに政府當局と致しまして、本年度の豫算を提案するに當られまして、第一國防の充實と、第二產業の進步、之を兩大政綱として事由として提案せられたる次第であります、故に本員の此建議案を容るゝに吝ならざるものと深く信じて疑はない次第でありますが、願くば滿場の諸君も本員の此熱烈なる建議案に對しまして御贊成あらむことを切望する者であります(拍手起る)

○岩崎勳君 本案は議長の指名を以て、九名の委員に付託せられむことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎の動議に御異議がないものと認めます、仍て本案を議長指名九名の委員に付託することに決します、之を以て本日の日程を議了致しました、次會の日程は公報を以て御報告申します、本日は是にて散會。

午後二時二十五分散會

○大正七年二月七日(木曜日)

午後一時十二分開議

議事日程 第七號

第一 酒造稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第二 酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第三 麥酒稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第四 所得稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第五 戰時利得稅法案(政府提出) 第一讀會の續

第六 郵便法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第七 清涼飲料税法案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第八 自家用醬油税法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第九 砂糖消費税法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第十 輸出菓子糖果原料砂糖戾税法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第十一 織物消費税法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第十二 石油消費税法廢止法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第十三 通行税法廢止法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

○議長(大岡育造君) 諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一議員より提出せられたる議案左の如し

郡制中改正法律案
提出者 横山金太郎君

刑法中改正法律案
提出者 赤尾彦作君

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

言論自由の妨害並人權蹂躪に關する質問主意書
提出者 三木武吉君 横山勝太郎君

一提出者より撤回したる質問主意書左の如し

日米協定に關する質問主意書
提出者 神谷卓男君

一貴族院より受領したる政府提出案左の如し

巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案
大正六年勅令第二百二號(承諾を求むる件)

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一去二日議長に於て選定したる委員左の如し

登錄税法中改正法律案
鳩山一郎君 赤間嘉之吉君
尾見濱五郎君 大石五郎君
黑須龍太郎君 永田吉右衛門君
杉山東太郎君 肥田景之君
犬飼源太郎君

朝鮮事業公債法中改正法律案外一件
政尾藤吉君 牧山耕藏君
鈴木鉎藏君 奧田龜造君
井戸文四郎君 井島茂作君
川崎克君 松浦與三郎君
湯淺凡平君

未成年者飲酒取締に關する法律案
粕谷義三君 根本正君
熊谷直太君 堀切善兵衛君
平島松尾君 河野正義君
三木武吉君 大林森次郎君
植原悅二郎君

森林法中改正法律案
武藤金吉君 陣軍吉君
牛田唯一君 百瀬清治君
長島律太郎君 川村精之君
齋藤宇一郎君 秋田寅之介君
大内暢三君

元屯田歩兵扶助に關する法律案
東武君 秦豐助君
高岡唯一郎君 阿部武智雄君
降旗元太郎君 小池仁郎君
樋口秀雄君 森本是一郎君
近藤達兒君

東方調査局設置に關する建議案
戸水寛人君 長峰與一君
高橋本吉君 神川長久君
山道襄一君 野村嘉六君
石川又八君 古川清君
伊東知也君

輸出綿織物検査所設置に關する建議案
田邊熊一君 隅田豐吉君
高橋辰二君 諏訪部庄左衛門君
片木政治郎君 本間三郎君
綾部惣兵衛君 松井文太郎君
渡邊昭君

一去四日市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案委員山道襄一君辭任に付其補闕として横山金太郎君を、鐵道敷設法中改正法律案外一件委員望月圭介君辭任に付其補闕として遠藤良吉君を、又去六日朝鮮事業公債法中改正法律案外一件委員井島茂作君辭任に付其補闕として鵜澤宇八君を未成年者飲酒取締に關する法律案委員河野正義君辭任に付其補闕として牧口義雄君を孰も議長に於て選定せり

一去四日委員長及理事互選の結果左の如し

未成年者飲酒取締に關する法律案委員會
委員長 粕谷義三君
理事 大林森次郎君

森林法中改正法律案委員會
委員長 武藤金吉君
理事 秋田寅之介君

輸出綿織物検査所設置に關する建議案委員會
委員長 田邊熊一君
理事 綾部惣兵衛君

東方調査局設置に關する建議案委員會
委員長 戸水寛人君
理事 伊東知也君

元屯田歩兵扶助に關する法律案委員會
委員長 東武君
理事 近藤達兒君

朝鮮事業公債法中改正法律案外一件委員會
委員長 政尾藤吉君
理事 川崎克君

登錄税法中改正法律案委員會
委員長 肥田景之君
理事 鳩山一郎君

○議長(大岡育造君) 會議を開きます——森田茂君

○野村嘉六君 私が代つて質問を致します、極く簡單でありますから此所で——内閣總理大臣は此重要なる議會に於きまして連日缺席になつて居るやうな次第であります、殊に本日は廢減税の最も重大なる案件のあるに拘らず御出席の無いのは如何でありませうか、或は御病氣かも知りませぬが、若しも御病氣であつたならば適當なる——總理大臣故障の時には、他の大臣をして事務を代理させるのが當然だと信じます、此點に對して政府に質問を致します。

○議長(大岡育造君) 總理大臣は病氣の爲に本日已むを得ず缺席すると云ふことを議長まで申出があります、其他の御尋に對しましては、今國務大臣出席の上取次いで返事をさせます——野村君、唯今御質問の御希望の點を一寸御陳述を願ひます。

○野村嘉六君 それでは再び申します、連日總理大臣が御出席の無いのは、唯今議長からの報告に據ると御病氣であるさうである、是は已むを得ぬと致しましても、連日重大なる會議のあるに拘らず、自分が病氣ならば相當なる大臣をして事務を代理させるのが當然だと思ひます、未だに其手續が出來て居らぬやうに見受けます、此點に對しては政府は如何なる手續を執つて居られるのでありますか、承りたう御座います。

〔國務大臣男爵後藤新平君登壇〕

○國務大臣(男爵後藤新平君) 野村君の御尋は、總理大臣が連日の病氣であれば相當の代理を置くが必要であらう、それでなければ差支があらうと云ふ御尋のやうでありますが、事務上に差支は無いやうに致してあります、又總理大臣は近日回復する見込であります、何等其間に事務に差支はないことであります。

○議長(大岡育造君) 日程に移ります、本日の日程は第一より第十三に至る此諸案共に關聯致して居りますから、一括議題と爲し、其報告を受くるに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、一括議題と致します、酒造税外十二件第一讀會の續——川原委員長。

第一 酒造税法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第二 酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第三 麥酒税法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第四 所得税法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第四 戰時利得税法案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第六 郵便法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第七 清涼飲料税法案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第八 自家用醬油税法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第九 砂糖消費税法中改正法律案(政府提

出）第一讀會の續（委員長報告）

第十　輸出菓子糖果原料砂糖戻税法中改正法律案（政府提出）第一讀會の續（委員長報告）

第十一　織物消費税法中改正法律案（政府提出）第一讀會の續（委員長報告）

第十二　石油消費税法廢止法律案（政府提出）第一讀會の續（委員長報告）

第十三　通行税法廢止法律案（政府提出）第一讀會の續（委員長報告）

〔川原茂輔君登壇〕

〔拍手起る〕

○川原茂輔君　諸君、本員は茲に增税廢減税案の委員長と致しまして委員會の經過及結果を御報告致します、委員會を開きました事に前後八回でありまして詳細に質問應答を極めまして、御手許に配付になつて居りまする通りに決定をしたのであります政府は提案の趣旨と致しまして、國防の充實を圖ると云ふ事を第一と致し、從て相當の財源を要しまする故に、茲に增税の已むなき次第である、而して其增税に付きましては税全般に亘つて考察をしたが負擔の彈力あるものも極めて少ないので、先づ第一に數へ擧げたのが所得税並に酒造税である、其他の税に付きましても色々調査を遂げたが好財源と云ふものが少ない、詰まり所得税酒造税に重く課して、是で足らぬ所は專賣收入並に通信收入を增加して、國防の財源の充實を圖ると云ふ事であつたのであります、又一面税制整理を主眼と致し課税の均衡を圖る爲に二三の新税を起したと云ふのであります、今日時局に鑑み貧富の懸隔が益々激甚になるのである、故に下層社會の負擔を幾分減じやうと云ふ趣旨もあつたのであります、次に戰時利得税は即ち臨時事件費の財源の一部と致して、新たに設けたものでありますが、戰局も段々講和と云ふ事が世間の話頭に上つて居るが、偖て何の時來るべきか、先づ時局は長く續くべきものであると云ふ見解を以て進んで行かなければなるまい、それで此の如き財源としては最も適當なるものであつて、早く既に提案すべきものであるが、今や證文の出し遲れではないかと云ふ事もありますが、矢張遲れたりと雖も行はざるに優れりと云ふことが、又提案の趣旨であつたのであります、國防計畫に對し陸軍大臣は現在の兵備二十一個師團所要の充實を圖つて、其戰鬪能力を益々增加せしめ今日戰爭の要求に應ずることを以て主義とするのである、又二十五個師團の常備軍を完成すると云ふことは、既定の計畫として進んで居るのである、然るに此師團の內容は化學工藝の進步、軍隊戰爭の要求に依て從前の內容、從前の組織にては不十分なる點があるのである、現在の二十一個師團の戰鬪力を完成すると云ふことが最も急務である、即ち工兵の增加並に戰爭上必要の飛行機の增加を要し、即ち增加充實を行はねばならぬと云ふのが說明の要旨であつたのであります、海軍大臣は國防の方針は八八艦隊と云ふことに決定して居る、今回の提案は主として各艦隊個々の力を增すと云ふことゝ既定の計畫に加ふるに艦隊の數を增加すると云ふことと致して、大艦の建造を致すことは困難であります、故に歐洲戰爭の實驗に鑑みますれば、潛水艇なるものが非常な力を現はして居る、豫期以上の力を現はして居るのである、此潛水艇は小さいものである故に、製造上にも速に出來上るは當然であるが、今回の計畫は力を增加せしむる意味に於て補助艦隊を成るべく迅速に造ると云ふことが、是亦主眼である、尙ほ大艦二隻豫算に計上したるが、製艦の順序としては補助艦隊は直ちに著手することが出來る故、工業力の許す限りは力を盡して大艦は大正十二年迄に完成するの豫定である、大體より言へば今回の計畫は豫よりも實際の力を增加したいのが主眼として、所謂補助艦艇を速成する趣旨の下に計畫を立てたのである、以上の說明に對しまして數日に亘つて委員諸君は麁より細に至り微に及ぼして質問せられし大要を茲に紹介するは又最も必要のことと存ずるのであります、陸軍に對して此豫算に協贊を與へたならば、二十一個師團の戰鬪能力と云ふものは、先づ完成せりとの說明は承知致しましたが、然るに四圍の事情を觀察して見れば、二十五個師團を目的とせし時の狀態と今日とは、全く其四圍の形勢を異にして居るのである、是は朝野何人も承認して疑はない所である、さうすれば當分は是以上近き將來に於て、更に充實費を要求せらるゝことはありませぬかとの問に對して陸軍大臣は大體に於て其通りであるとの答辯を與へたのであります、更に海國の門戸とも稱すべき要塞の費用は、將來幾許を要する見込であるや、又前年二個師團增設の時は、師團其ものゝ增加よりも兵器の改良兵力の充實と云ふことが急務ではないか、歐洲戰亂の實驗に鑑み、徐ろに計畫をしてはどうであらうかと云ふことに對しては、當時師團は增設――師團の增設を致すが最も急務であつて、兵器の改良などは之で十分であると云ふことを言ひながら、今や殆ど忘れたるが如くして、兵器の改良を唱ふのであると云ふ問に對して陸軍大臣は大體は前答辯の通りであるが、要塞費用と云ふものは、將來に於て二億圓內外を要する見込であると云ふことを答辯せられたのであります、海軍大臣は大正十年に至らば更に八八艦隊の計畫を提出するやも知れぬと云ふ事である、然らば今日此上に尙ほ大艦二隻を追加して所謂八八艦隊の充實を行ふてはどうであると云ふ問に對して、色々應答の末祕密會議まで開いて問答を致しましたけれども、其答辯せらるゝ所に於て、委員一同は甚だ隔靴搔痒の歎を生じたのであります、是に於て今や我國の國防の充實を圖る好時機に際會したるに拘らず、其國防計畫が甚だ不徹底不十分であると云ふ所の感じを與へられて、或は此增税に亟ぐに又增税を以てしなければならぬのではないかと云ふの疑念を起したのであります、税制の事に就きましては、苟も税制整理を行つて國民負擔の權衡を圖ると云ふならば、斷片的に二三の税法を補へ來つて以て廢減税を行ふが如きは、決して國民負擔の公平を圖ると云ふものではないのである、所謂根本的に整理するこそ當然にして、假に下級民の負擔を減ずると稱して、通行税石油消費税を廢しました所が、又一方には國民一般に使用する郵便税の增加、通信收入の增加の如き、又下級民の嗜好品たる飴に課税するが如き、又輸出品として將來最も多望に屬する所の「メリヤス」に課税するが如きは、産業政策上より見るも、適當の措置にあらざるなきかの感を懷かしむるものでございます、此に於て矛盾撞著の批評が起つて來たのであります、其他細大の應答はありましたが、詳細は委員會速記に據つて御諒承を願ふ外ありませぬ、之を要するに世界の大勢歐洲の戰亂に鑑み、國防費は全部之を承認致し此税源としては所得税酒造税に協贊を與へて、戰時利得税は臨時事件費の財源として是亦協贊を與へ、他は悉く否決することになつたのであります、税制の整理は當然之を行はなければならぬのである、假するに歲月を以てして、戰後に於て根本的に整理を致さしめたいと云ふのが委員會多數の意嚮であつたのであります、以上報告致しましたる應答の趣旨より致しまして、酒造税に於ては酒の二十圓に對して二十三圓の增加即ち一割五分の增加になつて居ります、[illegible]燒酎に至りましては殆ど一割五分以上に五十二錢何厘と云ふ負擔を增加せしめて居るのであります、是は甚だ燒酎に對して不公平である、酒に向つて一割五分の增加をするならば、燒酎も亦從つて一割五分の增加としなければならぬのであると云ふ趣旨より致しまして、原案より凡そ四十幾萬圓の金を減じまして御手許に配付してあります通りの減額を行つたのであります、又下級民が即ち田舍の農民等が終日勞働を致して、慰安の爲に嗜好致しまする所の濁酒、即ち「ドブロク」をも從來は淸酒同樣の二十圓の課税でありましたが、今回も淸酒同樣二十三圓と云ふのが原案でありましたが、下級民の救濟の事は斯くの如きものが所謂眞の問題でありまして、社會政策などに於ては、斯かる下級民の嗜好品に向つて重きを置かなければならぬと云ふ趣旨より致して、之を原案の通り從前の如く二十圓に据え置くと云ふことになつたのであります、酒精及酒精含有飲料税法改正麥酒税法改正、是等は即ち原案の通り承認したのであります、此酒造税に付きまして一の警告を決議したのである、現行酒造税法第十九條の末文に「監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得」と云ふ條項があるのであります、此監督上必要の處分を爲すことを得と云ふ條項より、税務署は官權を濫用して妄りに酒造家の人權を蹂躪し、或は酒に封印を爲したり、其他色々の事をやる、此爲に酒造家に於ては頗る迷惑を感じて居りますから、政府は此條文を濫用するの情弊を矯正せんことを望むと云ふの希望條件を附したのであります、もう一つは此原案の中に「第五條ノ規定ノ適用ニ付テハ當分ノ內仍從前ノ例ニ依ル」即ち是は造石數の增加のことであります、從來百石以上を許してありましたものが、今回の案に於て三百石、其他のものも段々造石數が增して參りまして、是は政府の說明も一應は道理を存する所を認めますけれども、一度許可を經て百石は百石の設備をしてやつたものが、三百石造らなければ其釀造を許さないと云ふ事になつて見れば、其酒造家の迷惑と云ふものは甚だしきものでありますから、「當分ノ內」と云ふ事を取除いては如何と云ふの議論も起りました

けれども、政府委員は決して既得權を侵害するが如き行動をしないのであると云ふの辯明を得まして、之を其儘にして贊成する事と致したのであります、所得税は第四條を全部削除する、是は山林の所得の事に付きまして二三の縣に於て、屢々税務署と納税者との間に見解を異にし、行政裁判所などに訴へ出たこともあるさうでありますが、大凡政府の敗訴に屬する、それは勅令を以て法律の趣旨を侵害して居ると云ふ事よりして、政府の敗訴に屬すると云ふことであります、それで今回の此政府案は、第四條に於て其點を政府の有利なる方面に爲さしめん爲の解釋でありますけれども、段々調査を致して見れば、即ち此第四條は削除する方が當然であると云ふことに決定したのであります、即ち此意味より現行所得税法施行規則第一條第二項の「山林ヲ讓渡シタル場合ニ於テハ其ノ立竹木ノ所得ハ之ヲ山林伐採ノ所得トス」とありまする、此勅令を削除せられんことを望むと云ふことの希望條件を決議したのであります所得税法に付きまして、もう一つ希望條件と致しましては「現行所得税法は甚だ不備にして不條理の點尠からず就中幾多の富豪か其組織を株式會社とし逋税しつゝあるを防遏する爲め政府は次期議會までに十分の調査を遂け、是等逋税防禦に適切なる提案あらんことを望む」と云ふ趣旨であります、是は諸君が御承知の通り富豪の人々か、親若くは其他の名義を以て所得税の第一種中に屬すべきものが逋税を目的とする爲に、此株式會社に變更をして改正案の千分の七十五と云ふ廉い税を拂ふ爲に、殊更に株式會社と爲すの弊があるさうである、之を矯正して貰ひたいと云ふ希望であります、戰時利得税は第六條の所得金三千圓云々とありますのを、之を所得の二字を「利得」と變更したのであります、所得金三千圓としますれば、假に農業を以て生活して居る人として計算をして見れば、米價の昂上に連れて此戰時の關係にあらずして、此戰時税を拂はなければならぬと云ふ事が出來はしないかと云ふことで、段々調査をしました結果、所得としては餘り重税である、即ち所得の中より諸般の控除すべきものを引去つて、即ち純益――此利得に向つて課したならば宜からうと斯う云ふことで、此利得と云ふことに變更致しましたのであります、此戰時利得税に付きましても希望條件を一つ決定したのである「戰時利得税は相當の方法に依り臺灣朝鮮其他帝國殖民地にも之を課するものとし其收入は之を臨時事件費の財源に充つへし」斯う云ふことであります、是は即ち別に説明を要する事もない、內地に於ては比較的重税を課せられてあるのが此臨時事件費の財源に充てる爲に戰時利得税を負擔しなければならぬのに、殖民地に居る人は何等此税を負擔しないと云ふ事は、第一均衡を失する、一例を擧ぐれば北海道に於て即ち「パルプ」を製造する人が、此戰時の爲めに價格は昂上して利得税を納めます、樺太に居る人は丸で其負擔を免れると云ふ事に至つては甚だ不公平である、故に此殖民地に向つても此法案の適用を希望すると云ふのであります、之に對して委員會に於て大藏大臣は大體に於て同意である、併ながら法令其他の關係がある事であるから、尙ほ十分に調査を致しますと云ふの答辯を得たのであります、先刻酒造税の事に於て燒酎の事のみ申しましたが、其御手許に配付してあります通り、あの中には即ち味淋の税の變更もありますから、是丈茲に補足を致します、委員會は此諸案に付て修正を致し、其他の諸案は先に申上げました通り悉く否決をしたのであります、之に對して政府は御同意でありますかと云ふ事に對して、政府は即ち固執しない同意をすると云ふ事の言明を得たのであります、尙ほ其他詳細なる事は速記錄等に於て御了承下さらん事を希望致します、大體右委員會の結果を御報告致します。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 委員長の報告に對して、早速整爾君より質問の申出があります、早速整爾君。

○早速整爾君 簡單でありますから當席で御許を願ひたい。

○議長(大岡育造君) 宜しうございます。

○早速整爾君 此税法案の各種に付ての議事に入る前に、政府の所見を確めて置かねばならぬ點がある唯今委員長の報告の末段に、斯樣に決定した、而して政府の同意如何を尋ねたらば、政府は之に同意をしたと云ふ御報告でありましたが、是は私は委員長の御報告として少し順序が違つて居るやうに思ふのであります、昨日の委員會の狀況を申しますれば、委員會を開いて未だ議事に入らざる前に、一委員より政府に向つて質問をして、それに對して大藏大臣が答へたと云ふ事實がある、それは未だ會議を開かぬ何等の修正等の手續をしない前に、床次委員より吾々には所得税法並に酒税の此二案に付ては承認をする、殊に戰時利得税に付ては承認をせざる事に致した、其他の各種法案に付ては承認をするや否や、斯う云ふ御尋をせられたのであります、それに對して大藏大臣は一應は政府も――政府の所見を固執しないと云ふの意味を御答になつたのであります、再應床次君より果して同意なりや否やと云ふ事を確められたるに對し、其通り同意をすると斯樣に御答になつたのであります此床次君の御尋になつた税法各種を否決をする承認しないと言はれた案は七件あります、私は一々之を申すまでもない、主なるものは或は通行税廢止案、或は石油消費税廢止案、或は織物消費税の改正案、是等を併せて七件ある、大藏大臣の本會議劈頭二十二日の日に御説明になつた增收計畫の要綱と認められた所の案も、此七箇條の中に加つて居るのであります、增税計畫の要綱なりと斷言せられた所の案が此中に加つて居るのであります、之を承認をしないが、政府は之に同意するかと云ふ尋に對して、政府は同意すると云ふ御答があつた、私は實に此政府が同意をせられたと云ふ態度に對して、疑を懷かざるを得ぬのであります、若し果して(「何んだ」「反對の質問か」と呼ふ者あり)一委員の尋に對して同意をすると言はれたならば、(「誰に質問するのだ」「何を言つて居るのだ」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君) 靜肅に願ひます。

○早速整爾君 私は政府が已の主張を撤回したのである、已の主張を撤回した政府は、此等の各案を撤回をせらるゝのが至當であらうと考へて居る(拍手起る)凡そ一人にして二箇の意見を有し得べき筈はない、同一の政府にして二箇の主張を持すべき筈は無いのであります、原案を(「何を言つて居るのだ」「反對演説をするのか」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君) 靜肅に願ひます。

○早速整爾君 維持すると云ふ御意思が有るならば何處までも原案の否決と云ふことは同意せられない筈である、原案の否決に同意をせられたならば、其原案と云ふものは即ち精神的に亡びたるものである其精神的に亡びたる原案を主張もせず、亦之を撤回もせずと致しましたならば(「誰に質問をして居るのだ」と呼ふ者あり)政府殊に大藏大臣の如きは全く二重人格の陋態を學ばれるものと言はなければならぬ、斯の如き事は今日の政府として――今日の政府の態度として吾々は之を認め得ることが出來るでありませうか、私が茲に御尋するのは、斯の如く各案の否決に同意せられたならば、政府は此各案を撤回するの意思なきやを更に御尋したい(拍手起る)若し之を撤回せずとなれば、昨日委員會に於て之に同意を與へたと言はれた其言明の御取消をする御意思はないかと云ふことを御尋したい(拍手起る)議案の撤回もしない同意したと云ふ其言明も取消さないと云ふことに相成りますれば、全く政府は主張無く主義無き無責任の方針であると言はざるを得ぬ、(拍手起る)吾々議會を弄ぶの態度に出づると評するより致方がないと思ふ、未だ委員會が議事を開かざるに先つて一委員に對して同意をすると言明をした、(「のう〳〵」と呼ふ者あり)私は本會に於て是より此各種の案を議せなければならぬ唯今の時に當つて、政府は未だ此議案を撤回せずとしたならば、私等は此各種の議案を議するに當つてだ――議するに當つてだ、政府に對して其誠意の有るや無きやを疑はざるを得ないのであります(拍手起る)之に對する政府の所見を私は御尋したいのであります、此各種の議案を議するに當つて、政府の所見を尋ぬるにあらざれば、吾々は誠意を持つて此種の議案に對することは出來ないのであります(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 此場合先刻の議長の紹介の言辭を改めます、委員長の報告が濟んだならば質問がしたいと云ふことであつたのであります――勝田大藏大臣。

○國務大臣(勝田主計君) 唯今早速君よりして段々御尋があつたやうでありまするが、昨日の委員會に於て政府の申しました事は、即ち今回の增税の問題がありまして、此增税の問題に付きまして、床次君より致しまして、大體斯く〳〵であるがどうかと云ふ話が御座いました、それに對しまして政府の所信を述べて置いたのであります、其所信と申しますものは、即ち政府は今回國防の充實と云ふものを根抵にして此豫算を提出して居る、之に對する財源の補充として――其一部として增税計畫を立てゝ居る、此增税計畫と云ふものはです、何を主體として居るかと申せば、即ち酒税並に所得税を以て主體と致して居る、斯う云ふ事を屢々言明をして居る、併なが

ら(「財政策は如何」と呼ふ者あり)併ながら是と同時に税制の整理と云ふ事を加へてやりたいと云ふ政府は希望を以て其他の案を出して居るのである、併ながら茲に若し税制の整理と云ふことの其主義を否認せられずして、唯々其實行に付てです、之を延期したいと云ふことであるなれば、それに付ては多數の諸君がさう云ふことであれば、政府は之に固執をしない、即ち同意を致すと斯樣な事を詰まり申したのであります、隨てです、政府は進んで此案を徹回するかと云ふやうな御話がありましたけれどもがそれは議事進行中であるししまするからして、直ちに此處で徹回は致さないのであると、斯樣な御答を致したのであります。

○早速整爾君　議長。

○議長(大岡育造君)　早速君、討論は此場合御避けになりたいと思ふ、簡單な質問ならば許します、討論に亘らぬやうに御注意を願ひます。

○早速整爾君　唯今の大藏大臣の答辯は、全く曖昧にして要領を得ない、各案を否認をすると云ふことに同意をせられたる政府は、依然として此議案を此議場に殘して置くと云ふ事は、甚だ不誠實なやり方である(拍手起る「それは意見だ」と呼ふ者あり)否認に同意をしたいと云ふことを明言せられた以上は、此案は之を徹回せられて然るべしである、若し之を徹回せずとならば詰まり政府の主張が何れに在るや吾々は知るに苦しむのである(拍手起る)私は昨日も申した、既に否決に同意をせられた以上は、此各種の議案と云ふものは全く精神的に亡びて居る此精神的に亡びて居る議案が尙は此本會議に於て議に付せらるゝと云ふことは(「討論ですか」と呼ふ者あり)寔に政府としては不誠實極まる無責任極まる爲された方であると私は思つて居るのであります(拍手起る「討論は許さない」と呼ふ者あり)私は聞くのである、唯今でも此の議案を固執せらるゝのであるか、徹回せらるゝの意思無きか、此點をはつきり御答を願ひたいのである。

〔「分つて居る」「答辯の必要なし」「無用々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　勝田大藏大臣。

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣(勝田主計君)　私の御答は先刻申上げた通りでありまして、之に付て色々議論をする必要は認めませぬ、即ち唯今は徹回致しませぬ。

〔「何んだ分らぬ」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　元田肇君。

〔元田肇君登壇〕

〔拍手起る〕

○元田肇君　本員は茲に唯今問題となつて居りまする所の諸問題に對しまして、賛否の意思を表明すると共に、其理由の大要を述べやうと存じます、政府が本議會に提案せられましたる所の計畫の主なるものは、申す迄もなく國防充實の計畫と、之に伴ふ財源並に税制整理と云ふ二點が最も重要問題になつて居るのであります、國防の完成を必要とすることは今更言を俟たぬことであります、從つて此計畫を確立すべきことも、亦今日を以て最も適當の時機と本員等は信ずるのであります、然るに政府の提案された所を見まするに、何分にも不十分の感がある、海軍に於きましても、陸軍に於きましても、殊に四面海を環らして居る所の我帝國に於きまして、最も吾々が不安心に感じまするのは沿岸の防備である、更に一層注意を要すると思ひますのは最近歐羅巴各國で非常に進歩をなして居る航空機並に潛水艇の設備に至りましては、一度顧みて帝國の狀況に及びますれば、實に寒心に堪へざるものがあるのであります、而して此點に對する政府の計畫は如何であるかと云ふに、吾々は十分に滿足を表することは遺憾ながら出來ないのであります、併ながら此十分と云ふ見地より全然政府の提案を否認致しまして、更に新たなる計畫を提出するを俟つと云ふ事に致しましては、刻下一日も猶豫すべからざる國防を益々緩うする譯になりますから、吾々不十分ながらも今回の國防計畫に對しましては、全然賛成の意思を表すことに吝ならぬのであります、隨て之に要する所の財源と致しまして、所得税酒税の改正案は相當の修正を加へて之を賛成致す心得であります、次に臨時軍事費の財源でありますが、之を戰時利得税に仰ぎまして、其財源の補充に充つると云ふことは已むを得ざることゝ思量致しました、此點に付ても適當の修正を原案に加へて賛成の意を表する積りであります、税制整理の必要あることは吾々も同感であります、是非共根本的に之を仕遂げなければならぬのでありますが、今日の時局を顧みますれば、時恰も戰時に際し、內地國民經濟の狀況は日々多大の變動を來しつゝあります、帝國四圍の狀況から觀ますれば、歐洲戰亂の波動は何時如何なる結果を帝國の邊隅に及ぼすや、若くは與國の爲に戰ひつゝある所の帝國に及ぼすや、測るべからざる今日であります、斯の如き場合に於きまして、根本的公平なる税制の整理をすると云ふことは、殆ど不能のことでありまして吾々は斯かる場合に於いて姑息不徹底なる一部の税制整理をすると云ふことは、決して其當を得たるものに非らずと確信致します、平和克復後になりまして徐ろに審議致しまして、根本的整理を遂げたいと云ふことに考へるのであります、從つて是等の整理案に就きましては、他日に延期することに致したいと存じます、政府の提出致しました所の法案に付き、甚しき不徹底あり、甚しき不公平ありと云ふことに付ては昨日の委員會に於きまして政府は明らかに吾々が否認する、即ち延期すると云ふことの意思に同意を表すると云ふ事を明言されたのでありますからして縱令案其のものが或は御裁可の御都合か何かで其形式が殘つて居ると云ふても、案其ものは議場から消滅したに等しいものであります、從つて憲政會諸君の如く、茲に唯、議案が列んで居ると云ふのを以て吾々政府の苦衷を追窮するやうな事は致しませぬが、既に全く形骸のみを留めて居ると云ふ事になりました以上は、多く此政府の提案の內容に立入つて或は不徹底或は不公平と云ふやうな論議を茲に入れると云ふことは、吾々は必要を認めませぬから茲に之を省きます、終りに臨みまして本員は更に一言を內閣諸公に進めたいと思ひます、本員等立法府に參與する事幾十年でありまするが、常に思ひを國防に致して居るのであります、軍備の充實に付ては未だ曾て吾々は賛襄の意を表せぬことはないのであります、或は當局者を鞭撻したこともあるのであります唯々前內閣の時に於きまして二個師團增設問題に付て、一年の延期を唱へたと云ふ事があるのみであります、抑々此延期を唱へたと云ふことは歐洲戰亂の結果と致しましては、四圍の狀況に於て多大の變化を來すに相違ない、四圍の狀況に多大の變化を來しますれば、國防上自から方針が變らなければならぬと云ふことは、軍事專門家を俟たずして明白なることであります、又武器其他のものに於ても、從前より一層改善の實を擧げなければならぬと云ふことも必らず出て來るに相違ない、斯の如き多大なる改善改正をしなければならぬことが、前途に分り切つて居るのに、輕々二個師團を增設して全部の二十一師團を不完全なるものにして置くと云ふことは、本員等は忍び難いことでありますから、暫く歐洲戰亂の實驗に徵して、愈々兵器はどれだけ要る、或は航空機は幾ら要ると云ふやうなことを、悉く審査の上我帝國の限りある財源を以て、是丈の事は出來ると云ふことを審議致しました結果として、二個師團必要ならば二個師團增設すべし、武器の改良が必要ならば武器の改良をなすべし、斯くして始めて國家の財政に伴ふ我帝國の軍備が完成する譯であると云ふことの爲に、此議論を主張致しまして、延期を飽迄も主張したのであります、それは僅に一兩年前のことである、然るに當時の內閣諸公並に之に關聯した軍事當局者は、當時吾々の主張するが如き事は斷じて起らぬと幾度か委員會で斷言され、吾々の主張を以て國防を妨ぐるものと誣ひ、遂に議會の解散を奏請して之に次ぐに選擧の大干涉迄なしたるに拘らず、其後の實況は如何でありますか、議會毎にやれ歐州の實驗に徵して武器の改良が必要である、航空機か必要である恰も前日必要なしと云ふたことを忘れてしまつた態度を以て、議會に臨んで傲然として費用を要求して居るではありませぬか(拍手起る)私は當時の諸公並に軍事當局者に對しましては、敢て罵詈讒謗をするのではありませぬ、一片誠意を有して居らるゝことならば今日は慚愧以て天下に謝すべきことであらうと思ふのであります(拍手起る)而して過日來本員は病氣勝で引込んで居りましたけれども、速記錄其他を常に見て居りましたが、今回の議會に對して、軍事に關係し政府當局者の答辯する所の言動を見まするど、如何にも曖昧不徹底である、又森嚴の態度を缺いて居るやうに私は見えました、一言にして申しますならば曖昧模稜の言を以て一時を瞞過し去ると云ふやうな甚だ憾みがあるのであります、(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)吾々國民は赤誠を披き重税を擔うて帝國の爲め吾人の爲國防を完成しやうと考へて居るのに拘らず、軍事當局者內閣諸公が斯かる言動を以て吾々國民に臨むと云ふことは本員等の最も遺憾に堪へざる所であります(拍手起る)冀くば內閣諸公上　陛下の知遇に對し奉り下國民の赤誠に顧みられまして、將來一層反省せられ經國の大謀を誤まらぬやうに、至誠獻替以つて國家

に關ゆる所あらむことを切に望み置きます（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　片岡直温君。

〔片岡直温君登壇〕

〔拍手起る〕

○片岡直温君　本員は唯今議題と相成つて居ります諸案に對して、此中臨時事件費を調達する爲めに戰時利得税に對しては修正の上大體に於いて賛成を表するのであります、其の他の諸案に對しては、全部否決すべしと云ふ意見を提出するのであります、今其の理由を陳述致したいと存じます、此の增廢税の諸案に付きましては、政府に於きましては社會政策を加味し、又下級者の負擔を輕減するとか、若くは一般の負擔の均衡を保たしめんが爲めに、税制の整理を致すと申して居るのでありますが、其の目的とする所は豫算案に示す所の國防計畫の財源の不足を填補するの目的に外ならざるものと思ふのであります、故は此の豫算案の大體、殊に此國防計畫と相牽聯を致して居ります、それ故に今意見を開陳するに方りましても、相牽聯して陳ぶるの必要があるのであります、依て先づ豫算の大體又國防の計畫增税の實體、斯う云ふ風に順序を逐うて意見を述べて見たいと思ひます、本議會に於きまして、豫算案並に增廢減税案を提出せらるゝ時に方りまして政府の說明せらるゝ所の要旨は三點ある、其一つは國防の充實に付ては出來得る限り必要なる計畫に應ずべき經費を計上す、もう一つは時局に伴ひ將來に向つて國運の進展に資すべき産業の發達、教育の振興等に必要なる經費を計上す、今一つは其他一般普通の經費に對しては力めて之を節減するの方針を執れり、斯う說明して居るのであります、然るに其所謂國防充實の計畫に至りましては頗る不徹底なものである、又産業の發達教育の振興等、所謂國運の發展に資すべき經綸に至りましては普通の事柄はありまするが取立て經綸と稱すべきものは何等見るべきものが無いのである、又普通一般の經綸費は力めて節減する方針を執れりと云ふが、何等之に節減した痕がありますか寧ろ節減した所の事實を認めないのであります故に加之豫算編成上の上に於きましては統一を缺き、放漫に流れ、杜撰を極めて居るもので有ます、其長期に亘る所の大正七年以後の財政計畫に到りましては不用意至極のものと言はざるを得ないのであります我國防の計畫は嚮に八八艦隊と云ふものゝ方針を定めたと云ふことは今更申迄もないことであります、唯々財政の許す限り其計畫を充實するの方針を定めて來たのである、それ故に前年に於て八四艦隊と云ふものを計畫して、議會は之に協贊を與へたのである、今回は更に增税までをも斷行して、さうして其充實を期すると云ふに拘らず、海軍大臣は大正十三年に於ては大凡必要なる所のものを完成せしめんとすれば、出來ぬことはないと明言するに拘らず、之を大正十二年に打切つたと云ふことを言ひ立てゝ、八六艦隊なるものを計畫して來て居るのであります、然るに嚮に協贊を得た既定の八四艦隊其ものに於きましても大正十二年に至りましたならば戰艦に一隻戰鬪巡洋艦に二隻、合せて三隻、其物は第一期の艦齡を超すのであります、即ち八四艦隊其物の勢力に缺陷を生ずるのであります、仍て之を海軍大臣に質して見ますると海軍大臣は曰く大正十年に至つたならば其補充の計畫並に更に大艦二隻を建造に着手すると云ふ計畫を致したいと云ふ、見込を有つて居ると云ふのであります、果して然らば政府が今回提出致した所の大正七年度以後、歳入歳出概計表と云ふ即ち財政計畫其者に費用か見積つてなければならぬので有ます、それは一向無いのである、少なくも既定の八四艦隊の勢力を補充する丈の――此補充に充當する丈の費用は見積つてなければならぬ筈である而して其費用はどれ程要るべきものかと云ふと、三隻に對して假に戰爭以前の――戰爭の價格たる豫算に準據致しました所で一億二百萬圓を要する譯であります、今日は物價非常に騰貴を來たして無論是で足りやうがない、戰前の標準に依つて積算するも一億二百萬圓になる、加之海軍大臣の言はるゝ更に戰艦二隻の建造に着手すると致しますれば、六千八百萬圓を之に加へなければならぬのである、之に隨伴するの費用は別と致しました所が、斯樣な數字を現はさなければならぬのであります、然るに大正七年以後の財政計畫表を見ますると大正八年に於きましては僅かに四百三十餘萬圓、九年度に於きまして七百三十餘萬圓、十年度に於きまして百六十餘萬圓十一年度に於きまして二百四十餘萬圓十二年度に於て漸く六千三百餘萬圓の剩餘を生ずる丈であります即ち大正七年以後の財政計畫なるものに右申上げました如き費用に充當すべき金か少しも無いではありませぬか、斯の如き次第でありますから更に今回の增税の上に又候增税を敢てすると云ふ已むを得ざる狀況に陷りはせぬかと云ふ事は、是は國民の甚しく懸念を懷く所以であらうと存じます、故に之を大藏大臣に質して見れば、大藏大臣は曰く、政府は歳入を極めて內輪に見積つて居る故に、財政計畫表に示した數字よりは以上に收入があるであらう、又八年度以後に於ては、自然增收なるものは見て居らぬのである、實際は多く增收があるであらうと思ふ、又戰後に於ても原料或は器類の輸入の時期が到來するであらう、然らば關税の收入も殖えて來るに違ひない故に近き將來に於て增税はせぬで宜しいと信ずると斯う云ふのであります、併し是は普通の人間が相對して一場の所感話と致しましても、隨分無責任な話でありますが、財政の當局者として斯の如き事を言つて居ると云ふことは、私は甚しく無責任のものでないかと思ふのであります、殊に原料と云ふ如きものが、輸入がありました所が是は關税を課すべきものでないと考へる、多少其中には課すべきものがあるかも知れませぬが、原料の課税は收入にはなるまいと思ふ、又一方に於きまして物價騰貴より來る所の既定の戰艦建造費の上に於きましても、必ず不足を生ずるのであります、大正七年度に於きましては此不足を折半して、其半分を要求して居る、現に八百九十萬圓のものは要求してあるのであります、其殘り半分はどうするかと云ふと、製鐵所との協定が未了であるが爲に、他日追加豫算として請求をすると、斯う云ふのであります、一應申譯は立つて居りますが、想ふに製鐵所は政府內部のものである、此政府が其政府部內に於て協定を致すのに、さう手間取る筈はないと思ふ、畢竟物價騰貴の甚しき所より鐵材等の騰貴の甚しき所より隨分不足額が多額に上る、斯う云ふ所より政略上、今要求せずして他日追加豫算として餘儀なくせしむる方が宜くはないかと云ふ如きことを、御考になつて居りはせぬかと云ふことを疑ふのであります、併し是は少々邪推に過ぎるかも知れませぬ、若し私の邪推であつて實際さう云ふことでなくして廉く濟むと云ふことならば、國家の上是より仕合せな事はない、どう致しました所が不足は不足である、加之本年二千九百餘萬圓と云ふものを協贊を求めて居らるゝ所の彼の水陸設備費であります、此殘り約千五百萬圓或は千六百萬圓に達するかも知れませぬ、是は大正八年以後二三年の間に要求をしなければなりませぬ、然らば物價騰貴より生ずる所の不足に對する財源を要すると云ふことも、分り切つて居る次第である、之に加ふるに嚮に申上げました如く八四艦隊の現在の勢力補充、並に新たに計畫すべき二隻に對して、假に戰前の價を以て積算致しましても、合計一億七千萬圓を超過するのであります、斯の如くんば國民は增税に次ぐに增税を以てするの疑懼不安の念を抱くと云ふことは當然のことではありますまいか、海軍大臣は大正十年より嚮に申上げました如き計畫を爲す積りである斯う言はれましたが、是が財源は今申上げるやうに見込んではないからと云つて、計畫を止めるのでありませうか、計畫をせぬことになるのでありませうか、然らば國防其ものは甚しく不十分不徹底と謂はざるを得ぬ、然らば必ず計畫をすると致しましたならば、增税に次ぐに增税を以てすると云ふ羽目に陷ると云ふことに相成りはせぬか、國民の不安は此點に於て今確かにならざる以上は、甚しき不安の念を抱くと云ふことは避くべからざることであります、隨て國運の伸暢發展の上に阻碍を與へると云ふことも分り切つた話ではないかと私は考へる、陸軍の國防計畫に於きましては、現在二十一個師團の內容を充實する、而して四圍の事情に甚しき變化を來さざる間は、先づ當分是で忍び得る、斯う云ふことでありまするから、其內容に至つて論ずべき點もございまするが、此所には私は議論を省略致します、但し國防の上から申しますれば、四面環海の國に於て我國の門戶とも言ふべき所に對する要塞と云ふが如きことに對して、相當の計畫をされると云ふことの必要ありと考へる、而して之に對して委員會に於て質問を發すれば、甚だ要領を得ないのである、併ながら二億萬圓程の金を要するかの如くにも聞え、又終りの方には幽靈のやうに消えたかのやうにも見える此に於て此點に對しては先づ大體忍び得る、增税までをもして計畫は致さないと云ふ言葉に依て、四面環海の門戶とも稱すべき所に對しては、陸軍部內の今日の費用中に於て、相當の計畫をされるものと信じて、餘り議論を致さずに置くと致します、其他の案に於きましては社會政策を意味すと言ひ、下級者の負擔を輕減すると言ひながら、郵便電信の値上をしやうと云ふが如き、又「ラムネ」とか飴に課税を

して、さうして下級者を苦しめる事と相成る、即ち下級者の負擔を輕減すると言はれる言葉と矛盾するのである、又「メリヤス」「フエルト」に向つて課税すると云ふが如きは、政府の所謂時局に伴ひ將來に向つて、國運の發展産業の發達に資すべき事柄に向つて阻礙をする、即ち國運の發達を阻礙すると云ふ結果になるのである、矛盾も亦甚しい事であります、併ながら是等の各案は各別に考を致しますれば其中には贊成を表すべき事柄もあるのであります、例へて申しますれば酒造稅中に於て、貯藏減を見て容赦してやると云ふが如き、或は織物稅中に於て其組合の取扱ふ手數に對して若干の金を下附すると云ふが如き、殊に此通行稅の廢止の如き、年來私共の主張致す所であつて、宿論と申して宜しい事であります、併ながら此增稅を此處で致さうと云ふ時に於きましては、先づ以て努めて政費の節減をしなければならぬ、政府としては國民に向つて其誠意を披瀝すべき證跡として、政費の節減に努めると云ふことは致さなければならぬのである、此政費節減を十分に努め、而して國防上の計畫に對しては徹底的に計畫をして、斯の如き次第のものであるが故に已むを得ず此不足を、增稅に愬へなければならぬと云ふことを披瀝するに至りましたならば、恐らくは之に對して異議を挾む國民は無からうと私は思ふのであります、然るに其政費の狀態はどうであるか、此書類を一々此處で御話したならば、大變時間を取りますが大體に於きまして――極めて大體に於きまして大正五年に於ける臨時部經常部、此豫算と大正七年の臨時部經常部の豫算とを比較致しましても、現に一億五千八百九十六萬二千八百十一圓を增加致して居るのであります、尤も大正五年には經常部臨時部等に於て多少の追加を要求したものがあります、併ながら大正七年に於ても今追加案が出つゝある、未だ之を對照するの時機ではありませぬが、大體として斯の如くである、其他特別會計――特別會計に至りましては數種あります、之を一々申上げることは時間を要するのでありますが、どの種類へ持つて行つて當篏めて其總計を見ましても、悉く增加の一點張である、又臨時軍事費の上から見ましても、大正五年の臨時軍事費と大正七年の臨時軍事費とは、千八百八十五萬餘圓の增加を見て居るのであります、斯の如く政費は近來增加の一點張であります、甚だしく膨脹をして居る、此膨脹を致して居る所の政費に對して其節減すべきものを節減し、而して增稅の已むを得ざることを披瀝するに非ざれば、政府の誠意のある所のものを認むるに由ないのであります、斯の如く濫費は一方勝手次第にやつて、唯々要るから金を出せと斯う言つて見た所が、所謂已むを得ずと云ふ觀念を極めることは出來ないのである、然るに政府の言ふ所は本年の豫算編成に方つて努めて節減の方針を執れりと云ふ、何處に節減をしたか、節減をした所の跡は少しも無いではないか、節減を致した跡が無いのみならず、增加致した所の數は極く是は大計の數でありますけれども、大正五年と七年と比べれば、經常部臨時部、此二種類の課目に於きましても一億五千萬圓以上の增加を來して居ると云ふ譯でありますが斯の如き次第でありまするから、此際政費の節減を實行し、さうして國防の計畫を徹底的に致して、而して後に增稅の已むを得ざると云ふ手段に出づるにあらざれば、漫りに容易に之に同意を表し難いのであります、此の行政整理等を爲し政費の節減をしやうと云ふに對しては、今日まで爲して來るのが當然でありますが、是がしてない以上は相當藉すに時日を以てするの外はない、故に大正八年度に於て夫等の實力を努めて、更に已むを得ずんば增稅の計畫を爲して協贊を求むべしと斯う云ふのであります、此增稅の已むを得ざることを示す時に方つては、年來懸案と相成つて居る所の東京市街の宅地租の如き、或は官有物の整理處分法の如き凡て一般の大整理を行ひ、さうして眞に政府の誠意を明かにして、而して後に足らざるものを增稅に求むると云ふ手段に出づることを望むのであります、本年提出の國防計畫は不十分不徹底とは申しながら、國防の上に於て一歩を進むるものがあります、又財政計畫と共に之を一年の延期を致しましたならば、國家の上に於て不利不安を招く次第のものでありますから、是は協贊を與ふるの外はないのであります、是が協贊を致すに當りまして、今其財源に充つる所の增稅案を否決する、さうすれば財源が無くなる、斯う云ふ事でありますから、其財源に差支なき事を明にするの必要があると思ひます、即ち大正七年度の豫算にあります所の公債五千萬圓償還と致してある所のもの之を三千萬圓として其二千萬圓を以て是が財源に充當致しましたならば、更に七年度に於ては差支ないと思ふ（拍手する者あり）大正七年度に於て增稅より生ずる所の金は千四百七十萬圓である此減債基金中五千萬圓のものを三千萬圓として、其殘り二千萬圓を之に充つるとすれば、裕に此中に餘裕を生ずる、餘裕を生ずるとせば臨時事件費の借入金に持つて行つて、借入金を少なくすれば宜しいのであります、然るに大藏大臣は公債償還は五千萬圓を主義として居る、併ながら大正八年に至ては國防の爲に已む事を得ず、二千萬圓の國防費に充てゝ、三千萬圓を償還する事にすると言はれた、諸君、此に於て甚しき疑團を起す譯でありませぬか、大正七年に於ては現に臨時事件費の如き五千三百萬圓に對して、公債若しくは借入金を以て支辨する事になつて居ります、即ち五千萬圓の公債償還に對しましても、結局政府の懷勘定の結果として、借入金を以て五千萬圓還すと云ふ事に當るのであります、果して大正七年に於て借入金迄もして、五千萬圓を還さんならぬと云ふならば、大正八年に於ても同しく借入金を以て五千萬圓を還さんならぬと主張なさるのが至當である、然るに大正八年に至つては國防費の爲めに減債基金を三千萬圓として、二千萬圓を之に充當すると仰しやる、然らば大正七年に於て同じ國防費に二千萬圓を充つると云ふ事が何の差支がある（「ひや〳〵」と呼ひ拍手する者あり）殆ど異議を挾むべき餘地は無いのであります、斯く申した時に大藏大臣は、大正八年より增稅を實行する事と致したならば、一箇年中全部に亘つて其稅が取れぬ爲めに減債基金の二千萬圓を充當致しても必ず不足を來す斯う言ふのであります。是は不足を來すに相違ありませぬ、大正八年に對する增稅の結果として收入する所の政府の豫算に依れば約三千七百萬圓を見込んで居る、然らば二千萬圓を省いた千七百萬圓はどう云ふ事になります、足らぬと云ふ事になりまするが是が大藏大臣が豫算委員會並に增稅委員會に於て屢屢說明せられました、彼の歲入を努めて內輪に見積つてある、實際の收入は此計畫よりも多く收入があるのである、又大正八年に於ては自然增收は見込んで無い、斯う云ふやうに說明せられて居るのであります、然らば大正八年に於ては、其自然增收の即ち剩餘を持て來て之を充てられて何も差支はないのではありませぬか、若し大藏大臣の言が已を欺くの言に非ざる以上は、是は一向差支ない筈である（拍手する者あり）若し其胸算用を致して居つて、何等不都合を生ずる事がない、內輪に見積つて居ると云ふ事を言はれた所のものを、之に充てられて尙ほ不足すると云ふ事ならば、所謂萬々一不足をすると云ふ事であれば、大正八年度に限つて其三千萬圓償還の中の一部を之に充つると云ふの方法を執らるゝ事も亦已むを得ざる事と思ひます、斯く致しても差支ない、其結果として國民が大正七年に增稅せらるゝものは全く免るゝのであります、斯く論じ來つたならば大藏大臣は必ずや斯う言ふでありませう、國防計畫は長期繼續費である、然るに其財源を一時的のものを以て充當すると云ふ事は、頗る不確實である、斯う言はるゝでありませう如何にも此非難は生ずる事であらうと思ひます、我國の豫算の編成習慣法から言ひますれば、斯く言ひ得られるのであります――非難し得るのであります、若も之を外國の例に據るとすれば必ずや豫算は其年の豫算で、決して長期に亘る繼續費を其時に定めて働すべからずと云ふが如き事はない、況や我國の此繼續費の如きものは初めに年度割を定めて來た所の通り、少しも變更なく實行し來つた例しは未だ曾て無いのであります、故に實際に於て日本の習慣法から言へば、異議を挾む餘地はありますが、實際に於ては妨げはない、併し本員斯の如き繼續費の財源に、假令一部たりとも一時的のものを充當すると云ふが如き事を以て足れりと云ふ主張を致す者ではありませぬ、成るべく本年に於て國防の計畫を完全にして、其財源をも確定致したいと云ふ私の精神である、殊に國防の計畫を完全にして之に要する所の財源を求めると云ふに至りまして、今日は實に千載一遇の時機であると思つて居る、若し此際に於て政府は誠意を以て政費の節減をも行ひ、國防の計畫をも徹底的に致して眞に已むを得ざるの不足を增稅に俟つと云ふ手段に出でましたならば、必ずや圓滿に行はれたのであらうと思ふ、凡そ增稅の如き事は今日の如き外に於きましては――外から言へば世界戰雲に圍繞せられて居ると申しても宜いと思ふ、是が爲に國民の心理狀態には甚しき刺戟を受けて居るのであります、而して內に於ては年々正貨の增加に對して國運は非常に增進致して來つて居るのであります、其增加したる所の正貨は兌換券となつて、是が各地方に流入して居る、さうして今や下層の部分迄も實に能く流布致して居る時で

ありまして、經濟界の景況斯の如き、好景氣を見る事は、私は實は三十年間實業界に從事して居る身であるに拘らず、斯の如き時機を見ましたことは今回始めてゞあります、斯の如き好機を捉へ所謂絶好の機會を捉へさうして大經綸を行ふと云ふが如きことは、爲政家の最も注意して努むべき所である、斯の如き空前の機會を得ながら其捉ふべき所の機會を捉へず、爲に爲し得る所の而も國家として必要の事柄をも爲す事を延ばし、或は逸するが如き事は、國民の不幸是より甚たしきはないと私は考へる(拍手起る)斯の如き時機に於て此國防の計畫などを充實するが如き事の出來得ないと云ふ事は、畢竟國民の基礎の上に内閣を造られず、所謂超然内閣なるが爲に左視右顧、狐疑逡巡、遂に此大計を誤ると云ふことに歸着すると私は思ふのである(拍手起る)實に私は終生の遺憾なりと考へるのである、今日の此好景氣は大正八年迄に變化が無いかと申しますれば經濟界の實質其物に於きましては、甚だしき變化は無いと考へます、併ながら人氣其物は或は今日の如くは參らぬかも知れぬと考へる、本員の如きは國防充實に對しては熱心に主張をして居る者である、又是が爲に增税の或程度迄も已むを得ずと覺悟を致して居りますが、さりながら國民に民間經濟界の事情に拘らず、經濟界は如何なる時に於いても其の增税に甘んずると云ふが如きは、私は能う言ひ得ないのである、凡そ大なる仕事をしやうと思へば、周圍の事情好き機會を捉へなければ出來ぬものである、海軍大臣は大正十年に至つて勢力の補充——更に戰艦二隻の建造に著手致したいと云ふ見込を有して居ると言はれた、併しながら大正十年其の時が、經濟界は今日のやうな時であるか、又甚だしき變化を來すことであるか、相成るべくは今日の時機の如くして國防充實に差支無いと云ふ事を望むのでありますが現に今日の好景氣を來して居る所の跡に付て考へて是迄も漸く昨年下半期後ではありませぬか下半期迄は好い者は好いのであるが全體を通じて宜しいとは行かなかつたのである、今日は上から下迄——下層界に至るまで金融も甚だ滑らか、米の價も高く、或は副産物の如きものに至つては時々の高低はありますが今日程豐かなる時は無いのであります(「兌換券が多い爲だ」と呼ぶ者あり)斯の如き狀態を呈し來つた所の間には——僅に五六箇月の日を經過した所である、故に是が變動を爲すが如き事も將來に於て必ず長く持續するとも言へない實質其物は變りはなくても人氣其物は屢々變更すると云ふ事は避けられぬのであります、果して海軍大臣の言はるゝが如く大正十年に至つて緩々計畫をせらるゝが如き事が此大事業を成し遂げる上に於て、適當なる時機とは私は能う言はないのであります、斯の如き私は考を持つて居りますが故に委員會に於ても現に大正十三年に於て必要の戰艦を建造し得ると云ふ事に相成る以上は今日に於て此國防計畫を改めて、更に提出せられるの意思は無いかと云ふ事を諷刺致したのである、又或は十年に著手する事の已むを得ざる事情ありとして、寧ろ今日に於て是丈の事はしなければならぬと云ふ事を國民の前に示して、國民をして相當の觀念を極めさする必要があるではないかと云ふ事も勸告したのである、然るに政府は此諷刺此勸告に應ぜず依然として今日來つたのであります。已むを得ず是に於いて戰時利得税を贊成する外總て諸案を否決致して、更に明年に於て右申上げました如き手段を以て、協贊を求めらるゝやうに致したいと云ふことにするより外に致方ないのであります、是れが又政府の今日の態度に對して當然の致方であると私は信ずるのであります(拍手起り「無責任なり」「簡單」と呼ぶ者あり)最早局を結びませう、茲に一言附加へて申置きたいと存じます、其一事は元田君も本席に於て言はれた、早速君も議席より質問せられた事柄であります、即ち政府に勅旨を奉じて議案を提出しながら、議會の決議を待たざる以前に於て贊否を明にすると云ふことは、個人の間で御話ならば一向咎むるに足らぬのであります、又議會の多數が否決するならば、政府は已むを得ずそれに同意するやうに致して見やうと云ふ如き意志を洩らさるゝ事も、是は私は妨げないと思ふのであります、或は普通の事柄であれば淡泊な言分であると言ひ得るかも知れませぬ、併ながら議會の特別委員會に付して之を審議議決せしめ、本會に於て相當手續を經て決議せしむるのに、其本議に先だつて其委員會に於て、吾々は斯の如く否決するが、政府は之に從ふかと斯う言はれた時に當つて、從ひます——從ひます所じやない、まだ求められた所の郵便電信の費用の如きものまでも、政府は是も否決されて異議は御座いませぬと斯う仰しやつた、何たる事である、別に大藏大臣個人に怨もなければ何にもない、甚だ御氣の毒に實は考へて居るが、實に不思議千萬の事であると思ふのである、何故ならば床次君は相當の修正を加へて三案は通過せしめ他は否決する、其修正かどれ程の修正かと云ふことも御尋にもならぬのである、或は是は前以て御交渉爲さつたかも知らぬ、或は又大藏大臣が千里眼通を以て觀察をせられたかも知らぬ、其内容に立入るの必要はありませぬけれども、凡そ政府と云ふものが勅旨を奉じて案を出して、議會の協贊を求めた時に於て、議事に先だつて既に否決に同意すると云ふが如き事を斷言さるゝと云ふ事は、抑々是は責任有る人のやり方と言へませうか(「無責任」と呼ぶ者あり)其事柄は結構である、吾々は之を否決して明年度に廻はしたら宜からうと云ふのである事柄に付て言はないが、政府の立場として勅旨を奉じてと云ふ手前に對して、そんな勝手な事は出來ませぬ、内容を言へば諸君から之を否決されても仕方がないと云ふ腹を決めて居ることは御隨意である、併ながら形式の上に於て、議決して而して後に非らざれば決めやうはない筈である、之を前以て決める必要があるとせば、次に決議、そこに至れば政府も已むを得ず御同意致すやうな御方針で居りませう位な生温い事を仰しやる事は、是は今日の政府としては出來易いことである(笑聲起る)要らぬ議論のやうでありますが、是は議會の實は將來に關する、餘りさう輕易な事では私は無いと思ふ、政府の責任は何所に在るか(「ひや〳〵」と呼ぶ者あり)斯の如くして政府が之に從ふと仰せられた方が早途ではないか、是は實に近來の私は(「咄怪事」「大失態なり」と呼ぶ者あり)失態どころではない、責任問題で私はあらうと思ふ、實に斯の如き事を以て御責め致すと云ふことは私の本意ではない、本意ではないがどうも議場に立つて居る身としては已むを得ぬことである、併し大藏大臣は斯う言はれる、是か即ち立憲政治の妙用と仰せられましたか、妙所と仰せられたか(「妙諦」と呼ぶ者あり)妙諦か不思議なことである實に不思議な事でありまして、此の增税案を議するに當つて其の極度までは論ずることを私は控へる、兎に角既に政府は議事に先だつて否決に同意をなさる、然らば曩きに元田君の言はれた如く是れは精神の拔殼である(「ひや〳〵」と呼ぶ者あり)精神の拔殼を此所で酷く顏を赤くして論ずる必要も或は無いとも言へませう、併ながら是で貴族院に廻つて行つて、貴族院で本件に關して調査をする(「消滅するではないか」と呼ぶ者あり)消滅しやうはない、其責任問題は矢張附いて行く、一院が議決したものでも、斯かる無責任の處置は撤回せぬ限りは附いて行く(「ひや〳〵」と呼ぶ者あり)是は決して黨派の別や何かの感情問題ではありますまい、斯樣な不眞面目な事をして國民に臨む(「諄くていけない」と呼ぶ者あり)諄くても宜しい斯くの如き事は國民に向つて最も諄くすることを——諄く言ふ事を要する(「誰に聽かせるのか」又「諄く言ふならばもう一遍說明して吳れ」と呼ぶ者あり其他發言する者多し)

○議長(大岡育造君)　靜肅に願ひます。

○片岡直温君　斯の如き誠意無き——誠意なき所作を以て此戰時に當つて國家百年の大計を完うすると云ふが如きは、私は斷じて出來ない事と思ふ、此點に對しては或は他日の機會に於て論ずるかも知れませぬが、政府其人達は先づ豫め自省あらんことを、茲に私は要求して置きます(拍手起る「反省せい」「五時半何を言ふ」と呼ぶ者あり笑聲起る)

○議長(大岡育造君)　藤井善助君。

〔藤井善助君登壇〕

○藤井善助君　諸君、本員は唯今議題となつて居りまする諸種の税法案に就て、其の大體は委員長の報告に贊成を致し、通行税廢止法律案、石油消費税廢止法律案、此の二法案に付いては委員長の報告に反對を致す、即ち此の二種の税法を廢止すべしと云ふ意見を言明するものであります、今回政府が提出せられましたる大正七年度の豫算に於ては、國防充實を骨子として、是が財源は一般歳入で不足致すからして增税に據る、又專賣益金の增收を圖る、通信收入に於て增收を圖る、又其一面に於ては臨時事件費の財源に充當するが爲めに、戰時利得税を設ける、而して之と同時に時局の情勢に鑑みて社會に於ける下層民の負擔を輕減する意味に於て、税制整理を併せ行ふた、斯樣に申すのでありまするが、其後段の税制整理に於ては其內容之に伴はざるものあり、吾々は甚だ遺憾に存ずるのであります、國防の充實——國防充實に付きましては過日來本會に於て、若くは委員會に於て屢々質問應答が累ねられたのでありますが、政府の提出致して居りまする所の今回の充實

計畫に於ては、吾々甚だ遺憾とする點が尠なからぬのであります、今日提出致して居りまする所の國防充實の計畫を以て致しまして、近き將來に於てまだ數年を出でざる近き將來に於て、再び國防充實の要求を餘儀なくせらるべきことは推定に難からぬのであります、併ながら今日我國の狀況より見まして四圍の狀況より見まして、今回政府の提出致して居る所の國防充實の計畫は最少限度の――緊急已むを得ざる所の最少限度のものであると云ふことは、何人も否定し能はざる所のものであると存ずるのであります、然らば之れが財源と致しましては、今日の場合、帝國の今日の場合重大なる時局の今日の場合に於きましては、之れが財源として一部の增稅を餘儀なくされると云ふことは、是れ亦眞に已むを得ざることであると存ずるのであります、之れが增稅の稅種を撰みまする上に付きまして、政府は比較的負擔の彈力ある所の所得稅及酒稅を撰んだ、又臨時事件費の財源に充當するが爲めに、戰時に依て特別の利得を致した者に課するところの戰時利得稅を撰んだ、是れは大體に於いて吾々が同意を致す所のものであります、唯々此の稅法案が所謂稅制整理を加へたと云ふ上に就ては、吾々の同意し難い點もあるのでありまして、適當の修正を加へましたことは先刻委員長報告の通りであります、其他の稅法案即ち酒に對する所の淸涼飮料類に對する所の飴、織物に對する所の「メリヤス」「フエルト」の如き斯の如きものは其稅額の誠に小なるものでありまして、政府も亦是等の租稅は收入を主たる目的と致すのでなくして、負擔の均衡を保する爲めであると云ふ、負擔の均衡を保つ爲めであつて、收入を目的とするものでないと、斯樣に申すのでありますが、是等のものは幼稚なる産業を保護する上に於て、又下層民を保護する上に於て、保健衛生の上に於て、是等の點から見まして反對せざるを得ぬのであります、殊に「メリヤス」の如きは過日委員會に於て農商務大臣に對して、深き考慮を煩はしたのでありますが過去二十年間當業者の苦心經營の結果、有望なる一の産業を植え付けたのと、生産年額四千萬圓の中三千五百萬圓までは海外に出す――時局の影響もありませうが其多くは當業者の苦心經營の結果になつたのである內地に需用する所の僅々四五百萬圓のものに向つて課稅を致す、而して得る所は僅に三四萬圓を出でない、斯樣なものを新稅を起すが如き企を致すと云ふことは、抑々思はざるの甚だしきものでありまして政府が豫算編成の方針として標榜して居ります所謂産業の發展を阻碍するの甚だしきものであると思ふのであります、又通信料の引上げ、郵便電信の增稅を致す是等は茲に詳細なる理由を申上ぐるまでもない或は文明に課稅するものであると斯樣な叫びを致して居るのでありまして、吾々は絕對に反對せざるを得ぬのであります、吾々は多年稅制の根本的整理を主張する者であります惡稅を改廢すべしと云ふ所の主張を致すものであります、政府は今回稅制整理を加味したと申すのでありますけれども、今日政府が爲したる所の稅制整理は、無論吾々多年主張して居ります所の根本的稅制整理には觸れて居らぬ無論滿足すべき程度のものではないのであります、我國現行の租稅に於きましては負擔の均衡を失する甚だしきものがあるのであります、又徵稅納稅共に非常に煩瑣なる所の手數を要して、納稅者の苦痛甚しきものであるのであります、又收益に課稅せず財産に課稅せずして、其行爲に課する所の如き認めて惡稅と爲す所のものもあるのであります、吾々は多年地租輕減すべし、營業稅廢止すべし通行稅廢止すべし、斯樣な主張を致して居る者でありまして、所得稅法に於て若し完全なるものを得まするならば營業稅全廢すべし、斯樣なる意見を持つて居る者であります、通行稅の如き惡稅の惡稅たる事は今も尙ほ昔と變らぬのでありますが、論者は惡稅には相違ないが、多年の習慣上今日は苦痛と致さぬ、惡稅の惡稅たるものではあるが苦痛と致さぬ、斯樣に申す論者もありますけれども、惡稅は依然として惡稅であります、通行稅五百有餘萬圓の中其八割七分は五十哩未滿の近距離に課するものでありまして、其負擔をする所の者は都會の下層民である、細民階級の者が負擔して居るのであります、又課稅率上から見ましても、極端の場合を指摘しますれば十割の課稅になる、惡稅は依然として惡稅である、之を廢止することは所謂政府の社會政策の一端、即ち下層民の負擔を輕減する意味に於て爲さなければならぬ所のものであります、政府又此に見るところあり、今回通行稅の廢止案を提出致した、吾々は多年の主張であるから顧みまして拒むことは無論出來ないのであります、今日物價が非常に騰貴致しまして生活難の叫び高く、殊に都會の下層民に於ては生活難實に甚だしきものがあるのであります、斯の如き場合に於いては都會の下層民に於て往々行はるゝ所の彼の一種忌むべきところの風潮を緩和する上に於きまして、今日斯の如き惡稅を廢しますことは最も適切なることであると存ずるのであります、又今日の如き中産階級以上の者に負擔の餘裕を生じたる、斯の如き經濟界の順調なる時に於て、下層民の負擔を中産階級以上に轉嫁すると云ふことも、蓋し適切なることでありまして通行稅廢止、石油消費稅廢止の如きは、今日を以て爲すべき最も適當なる時機であると吾々は信ずるのであります(拍手起る)斯樣な意味に於きまして、他の稅法案に於ては委員長の報告に贊成を表するのでありますが、通行稅廢止、石油消費稅廢止に就きましては、委員長の報告に反對して、是が廢止を希望する所の者であります。

○議長(大岡育造君)　小川鄕太郎君。

〔法學博士小川鄕太郎君登壇〕

○法學博士小川鄕太郎君　私は唯今問題となつて居りまする諸稅法案に就きまして大體に委員長の報告通りに贊成する者であります、唯通行稅廢止法律案及び石油消費稅廢止法律案に就きまして、原案を維持したいと思ふのであります、是は新政會を代表致しまして言明することが出來ます、戰時利得稅に付きましては、殆ど全會一致で通過すべきものであると思ふのであります、今日の戰爭に際しまして、非常な利益を得て居る者である、之に課稅しまして其得たる所を以て、戰爭の影響に依る所の所謂臨時事件の豫備費なるものに充當すると云ふことは最も當を得たるものである、故に此點に就きましては私は論じませぬで此諸稅法案を論じますに就きましては先づ政府の提出しました所の理由に就て、一應研究する必要があると思ふのであります、第一は國防計畫に伴ふ所の費用を辨ずる爲めに收入を得んが爲めに、此增稅案と云ふものが提出されたのである。第二は政府の言ふ所に依れば、社會政策の考を以て、一は稅制整理に關すると思ふのでありますが、もう一つは負擔の均衡を圖る斯う云ふやうな考で是等の諸稅法案が提出されて居ると思ふのであります、そこで先づ第一の增稅計畫に伴ふ所の收入を得んが爲めにと云ふ之に就きましては此國防計畫なるものは認むべきや否やと云ふ事が、先決問題となるであらうと思ふのであります、整理國防計畫なるものは不十分なる點があるだらうと思ふ、不十分でありましても今日の場合、此國防計畫を全く排斥すると云ふことは出來ない、是は憲政會の諸君と雖も亦之を認められて居るのである、片岡君の御演說に依りますれば、此計畫は不十分であるけれども、尙ほ國防の一歩を進めたものである、故に贊成するに吝ならぬ斯う云ふ風に私は聽きましたのであります(「其通り」と呼ふ者あり)さうしますると國防計畫は不十分であるけれども認めざるを得ない、認めざるを得ないと云ふ以上は之に伴ふ所の收入も亦認めざるを得ないと云ふ結論に陷るだらうと思ふ、片岡君は完全なる國防計畫を持つて來たならば、增稅は皆之を認めると云ふことであつたのであります、然らば今日の國防計畫は不十分であるが、併ながら長きに亘つた繼續費である、是は片岡君は御認めになつて居る筈である然らば是から後に八年後に於て稅制整理の意味で、もう一度やり直して來よと云ふのでありますが(「先生支離滅裂」「默つて聽け」と呼ふ者あり)若し完全なる國防計畫を持つて來ない以上は、何時でも增稅に於ては反對すると云ふことになりはしないかと思ふのであります、其點に就て片岡君の說明は至つて不明瞭であると思ふ、憲政會の意見は何所にありや、是は明かにする必要があると思ふのであります、吾々は國防計畫は不十分と認めるけれども、今日の場合已むを得ざるものと思ふて、之に對する收入をも贊成しやうと思ふのであります(「違つて居ります」と呼ふ者あり)偖然らば增稅計畫に就て考へるのは國防計畫の爲めにどう云ふ稅に因るべきかと云ふことが問題であらうと思ふのであります、收入をすると云ふ上に就きましては、第一には社會上に於いても弊害を生ぜざるやうに、第二には經濟上に於きましても其發展を妨げないやうに、稅の收入を圖らなければならぬものである、所で今日の經濟界を考へて見ますれば、諸君も御承知の通りに戰爭に依て非常に資産家が殖て居るのであります、何れの戰爭に於ても大なる資産家を生ずるものである、今日の戰爭に於きまして、大なる資産家が生じつゝあると云ふことは誰も拒むことの出來ない所であります、而して之に對して比較的に貧者が――比較的にです、貧者の生ずる事も爭ふべからざることであります、然らば社會的の安固を期し經濟上の繁榮を妨げない

やうにしまするには、實際力のある者に十分負擔せしめて、力の無き者には負擔を輕減すると云ふ方針に出でなければならぬのであります（拍手起る）是に於て所謂社會政策と云ふ觀念が起つて來るのでありますで政府が此增税法案を提出するに當つて社會政策と云ふ觀念に基いて、諸種の税法案を按排せられると云ふのは、是は健全なる思想の下に立つて居るものであると思ふのであります（「皆賛成だよ」「默つて居ろ」と呼ぶ者あり笑聲起る）

○議長（大岡育造君）御靜に願ひます。

○法學博士小川鄕太郎君　又此增税と云ふ事に就きましてです、茲に考ふべきは國防計畫に伴うて經濟上にどう云ふ變化が生ずるかと云ふ事であります、是は過日委員會で私は述べましたから此所で重複致しませぬが要するに此國防と云ふものが進めば進むに從つて片方に資本階級と云ふものが殖へて來るのであります、他方に是と對立する所の貧者階級と云ふものが出來る、是は比較的の話であります、さうしますれば戰爭に於てもさうであるし、又國防と云ふ事に就ても、經濟上には富んだ者と貧乏人との區別が益々踈になつて來るのであります（「さうであります、先生分りました」と呼ふ者あり笑聲起る）さうしまする と國防費と云ふものに就て――國防費を支辨すると云ふことに就ても、當然富者に十分に負擔をさせ、貧者の負擔を輕くすると云ふ方針に出なければならぬのであります（「ひや／＼」と呼ふ者あり）爰に即ち社會政策の觀念が起つて來るのであります、それ故に政府の編出しました所の諸税法案の大の精神のある所の社會政策と云ふものは、どうしても變更しなければならぬものである（「さうだ」と呼ふ者あり）憲政會の諸君も嘗て――今日でもさうでありませうが社會主義を標榜されて居るではありませぬか、社會政策を標榜して居つて、增税案に現はれた所の社會政策を非難するとは何事である（拍手起る「笑つちやいけませぬ大にやり給へ」「議長笑つて居ります」「笑ふとは何事だ」「八釜敷い默れ」と呼ふ者あり笑聲起る）

○議長（大岡育造君）靜肅に願ひます。

○法學博士小川鄕太郎君　私は社會政策と云ふ觀念許りでなく、過日委員會で申上げました通りに、國防費と云ふものゝ經濟的影響と云ふものは、資産階級に利益を來すものであるから、當然資産階級に重く負擔を命ずると云ふことは必要であると云ふことを述べたのであります、さうしますると今日の國防費に伴ふ所の增税計畫に付きましては、どうしましても資産階級に重く課して、之に對して下級社會、下層社會の方の負擔を輕くすると云ふ方針に出でなければならぬと思ふのであります、此方針を貫くにはどうしたらば宜いかと申しますれば、第一に富裕社會資産階級に專ら課する所の税を編出したならば是が一つの方法であります、恰度戰爭以前に獨逸の軍備擴張の時分に、最も富者階級に課する所の即ち財産税のみを以て之に充てたのであります、是が一つの方法であります、若しそれが出來なければ富者階級と貧者階級と兩方に課するとしまして、之を手短く申しますれば、所謂直接税と間接税とを結付けましても、直接税の方に重くすると云ふ、斯う云ふ方針に出でなければならぬと思ふのであります若し不幸にして是も出來ないと致しまして直接税の方が少くて、消費税。所謂間接税の方が多いと云ふ樣な憾があつたならば、他の消費税でも構はぬが夫を輕減すると云ふ方針に出でまして全體に於て下層社會の負擔を輕くすると云ふ方針に出でなければならぬと思ふのであります（拍手起る）今諸税法案を見まするに不幸にして政府の取つた所は其第三案であります、第三案と云ふのは大體に於て貧者階級庶民階級に課するものであつて、富者階級に課するものは少くないのである、即ち所得税の約千萬圓其他は之を消費税――主として消費税、貧者階級の負擔に歸するやうな收入に仰いで居るのであります、さうしましたならばどうしましても茲に貧者階級の負擔に課するものを幾分輕減しなければならぬ、此に於てか石油消費税の廢止、通行税の廢止と云ふものが起つたのであります（拍手起る）通行税の廢止、石油消費税の廢止と云ふものは、全體の租税計畫の中に離すべからざるものである、是は社會政策の上から考へても、國防費を支辨すると云ふ上から考へても、どうしても此廢止案は無くてはならぬものである、私は片岡君の御演說に付きまして頗る疑を起したのであります、片岡君は通行税の廢止には賛成であるのであります、正しく吾輩と見解を同じうせられて居るのであると思ふ然るに何事ぞや、今回の政府案は總て之を排斥する、戰時利得税は別問題でありますが國防費を支辨するが爲に必要なる所の諸税法案に付ては、總て反對せられて居るのである、片岡君は如何にして通行税廢止と云ふ目的を御達しになるのでありますか（「大藏大臣に聽き給へ」「默れ」「簡單に願ひます」「緩つくりやり給へ」「謹聽」と呼ふ者あり）片岡君は國防計畫を完全にして來たならば、增税は少しも厭はない、斯う言はれたのであります、然らば假に政府が茲に國防計畫を完全にして來られたならば、總ての增税案に御賛成でありませうか、其時に片岡君は又言はれるには、今日四圍の狀況に依て國防計畫を完全にするやうな時であるならば、減税などを言ふべき時ではないと云ふやうな口吻が洩れて居つた、然らば片岡君の理想である所の通行税は、何れの時に於て廢止せられるのであるか、私は片岡君の御說並に憲政會の御意見の何れに存するかを知るに苦しむのであります（「頭が惡くて分らない」「笑つちやいけませぬ」「默つて聽け」其他發言する者多し）

○議長（大岡育造君）靜肅に願ひます。

○法學博士小川鄕太郎君　私は諸税案に付て深く入りませぬ、今のやうな精神に於て石油消費税、通行税の廢止と云ふものを維持したのであります、併し其國防費を辨ずるが爲に必要なる譯で、所得税並に酒税に付ては委員長報告の通りに賛成の意を表する者であります、もう一點述べたいのでありますが、それは政府の第三の考である所の負擔の均衡を圖ると云ふ事であります、負擔の均衡を圖ると云ふことは、税制整理の上で夫自身考へて見ましたならば立派な思想であります、是は非難する事の出來ないものである、併ながら政府が負擔の均衡を圖ると稱して提出せられた所は何であるかと云へば、唯だ消費税の一部分である、織物消費税の中で或は「メリヤス」「フエルト」に課するとか、或は清涼飲料税を新に設けて酒税と對立せしむるとか、寔に極く小さい消費税の範圍に於て均衡を圖られむとしたのであります、吾々は何故に直接税と間接税との間に、均衡を圖られる樣にせられなかつた、尙は進んで直接税中に於て非常に負擔の均衡を缺いた所がある、なぜ之に手を著けられなかつたのであらうか此點に於て政府に不賛成を表する者であります（「叱られるぞ政府から」と呼ふ者あり）夫故に吾々は消費税中に於ける小さい税の新設には反對する者であります、併ながら此反對は税制整理の意味に於て、後日之を直接税に亘り間接税に亘つて、完全なる税制整理をされむことを希望するのでありまして、決して絕對的に永久に此整理を非難する者ではないのであります、それが私の此諸税法案に對する態度大體の考であります。

（拍手起る）

○議長（大岡育造君）三土忠造君。

（三土忠造君登壇）

（拍手起る）

○三土忠造君　諸君、私は唯今議題となつて居ります諸案に對して、委員長の報告に賛成を致す者であります、既に我黨の先輩たる元田肇君より大體の賛成意見を述べられまして、政友會の所見の存する所は明瞭された事と考へます、其後へ引續きまして憲政會、國民黨、新政會等の諸君より各所見を述べられましたが要するに此政府の此度の財政計畫增廢減税計畫に對して感じを持つて居る事は同じやうである、即ち御演說を伺つて見まするると云ふと、どの黨派の人々も、之に對して三つの感じを持つて居ると云ふ事は、第一は今日此場合に於て、增税と共に廢減税をすると云ふ事は、一體矛盾でないかと云ふ感じと、第二には此度の國防計畫其他の財政計畫を見まするのに今回政府の企てられた財政計畫で以て、此大正十二年までの計畫を遂行し得るや否や、此遂行の途中に於て更に增税をしなければならぬかも知れぬではないか斯ふ云ふ感じを有して居るのである、第三には苟も國民に向つて增税を張る以上は、政府に於て出來得る丈の政費の節約を圖り、ぎり／＼結著の計算を示して然る後に國民に對さなければならぬ、然るに政府の歳計豫算を見ますると、それが十分出來て居らない、此三つの不滿を皆懷いて居るやうであります、而して段々御議論を伺つて見まするると、結局斯う云ふ事になる、然らばどうするかと云ふのである、我政友會に於きましては、今日は時局の變態の場合であるが故に、先づ政府の國防計畫は大體に於て之を認めて置く、戰後に於て或は事態の變更を生じ、或は此上に增額を要する場合に於て更に考へる其際に於て税制の整理もしやうし、總て財政計畫を立てるが宜し、目下の所大正七年八年九年、先づ此三箇年位を見越しまして、戰時中若くは戰後直ちに來る所の年度位の經濟界の變態の場合に於て處する丈の歳入を與へて於きさへすれば即ち現在政府の計

畫して居る陸海軍の擴張費、國防の充實費を此計算の儘で遂行し得られるならば、それに必要なる財源丈與へて置けば宜しい其後は更に戰後の經營に讓るが宜いと云ふのが吾々の議論であります、所が憲政會の諸君は吾々とは少し意見が違ふ、苟も國防計畫を立て稅制整理をし、財政計畫を致す以上は、根本的今日からやるが宜しい、今日出來なければ明年やるが宜しい、先づ明年根本計畫を立てゝ提出するが宜しい、夫迄は先づ一箇年間は否決して置く、時局の關係に於いて特別に生じた戰時利得稅丈けは別であるけれども、其外の國防計畫の遂行に必要なる增稅計畫及廢減稅計畫は一切否決する、明年持つて來い、斯う云ふやうな御議論である、然らば明年持つて來るまでに大正七年はどうなさるか、斯う云ふのである、所が大正七年は減債基金の二千萬圓を充當すれば宜しい斯う云ふのでありますから洵に明瞭である國民黨の諸君は其點が明瞭でないのであります黨議に於て御意見は極つて居るか知りませぬけれども、國民黨の諸君の如く增稅其他に付て政友會と態度を共にし、さうして其中より通行稅の廢止、石油消費稅の廢止に反對致されますとしますと玆に差引千二百五十萬圓程の財源に缺陷を生ずるのであります勿論是は大正八年に千二百五十萬圓の缺陷を生じ大正七年度に於ては計畫は立ちますが大正八年はどうなさる、千二百五十萬圓の缺陷を來すがどうなさるか、之に付てはどうしても國民黨としては御意見無かるべからずと思ひますが、之に付て御意見を承ることが出來ないのを遺憾とするのであります、併ながら察しまする所國民黨に於きましても、矢張其時分に於て足らなければ減債基金の中を充用すれば宜しいと斯う云ふ御議論であらうと思ひます、それから新政會も同樣である、唯今小川博士が經濟學上の御議論から財政を論ぜられましたが、其中に一番重大な千二百五十萬圓の缺陷をどうするかと云ふ點が無いのであります、學者としては宜しいが實際の政治家としては洵に困つたもので有ます（拍手する者あり）察する所矢張小川君も減債基金廢止論者の一人でありますが故に、財源に缺陷を生じた場合には減債基金を繰入れて行かうと云ふのでありませう玆に斯う解釋をして私は論斷を致しますが、さう致しますると云ふと、詰り減債基金問題に於て吾々と諸君と意見を異にする、それから時機に於て吾々と憲政會の諸君と意見を異にする國民黨の諸君と雖も新政會の諸君と雖も、今日の政府の財政計畫國防計畫が、大正十二年迄に圓滑に進行すべしとは信じて居らぬだらうと思ふ、到底是で足らぬとか或は足りるかも、知れぬけれども戰後に於て計畫を立直さなければならぬと云ふ事は御承知であらうと思ふのであります、吾々は憲政會の諸君の如く、大正八年よりそれをやれと云ふ事を强ゆると云ふ事は如何であらうかと思ふ大正八年度限りと云ふ事は餘り無理を强ゆるものではないかと思ふ、大正八年に戰爭が繼續して居る、而して經濟界の狀態即ち憲政會の諸君が屢々言はれる經濟界の變態の模樣が、此の儘に持續したならばどうなさる、それでも其の時分に財政國防の計畫か十分立つと云ふ御考でありませうか、吾々は戰後に讓ると申しますのは今日――本年戰爭が熄むかも知れぬ、或は來年熄むかも知れぬ、或は再來年熄むかも知れぬけれども、少なくとも戰爭中若くは戰爭の直ぐ引續きの年、言換へて見れば經濟界の最も變態の激しい時代に於きまして、永久に亘る計算を持つと云ふことは六ケ敷いだらうと思ふのである、此故に吾々は緩みを付けて先づ戰後に稅制整理をする、而して國防計畫其の他の財政計畫は其の時分に立てるが宜しい、夫迄に當分間に合せるには酒造稅所得稅だけを認めて置けば宜いのである、辻褄が合ふ、多少足らぬ所は豫算で切盛りをする、斯う云ふのが私共の議論であります、さう致しますると大正七年度に於いて財源に缺陷が生じませぬ、大正八年度に於きましては政府の計畫通り、減債基金の五千萬圓中二千萬圓をそれに振向けさへすれば大體に於いて歲入歲出の辻褄が合ふのであります、政府の此の計畫を見ましても、亦委員會其の他に於きまして大藏大臣及陸軍大臣の御說明を伺ひましても、政府も確かに大正十二年迄の此計畫で以て安心なりと見て居らぬと思ふ、と申すのは現に海軍大臣は吾々の質問に對して大正十年度に至れば更に巡洋艦二隻を加へなければならぬ、斯う云ふのであります、巡洋艦二隻を加へると云ふことは、言換へて見れば八八艦隊にすると云ふことである、現在の計畫では八六艦隊でありますが、それを八八艦隊にすると云ふことである、八八艦隊と致しまする以上は、之に伴つて巡洋戰艦二隻許りでなしに輕巡洋艦、巡洋艦、驅逐艦、其他の附屬艦がどうしても伴はなければならぬ、從つて此經費が隨分要ると云ふことを海軍大臣が明言して居るのである、然らば大藏大臣に對して大正十二年迄の間に、それが含んで居らぬが、大正十年迄にさう云ふことをするとすれば、財政の辻褄が合ふかと聞いて見ると、大藏大臣は其時分になつて見なければ分らぬ、併し歲入の增收も出來やうし、海軍の經費として最も多額を占むる鐵の價格も下落するであらうからして、先づ大體行くであらうと思ふ、斯う云ふ考へであります、海軍丈に付て考へて見ましても、此數字が――第一數字上から考へましても、私は此所で詳細に申しませぬ、委員會等で詳細に申しましたが、どんなに計算を立てて見ましても今日の通りの此經濟狀態が續きまするならば、大正十二年度には到底此計畫の通り遂行が出來ぬと思ふのであります、更に況や其上に之を八八艦隊にする、或は其上に奇襲部隊を增加すると云ふことになつて參りますると、海軍の計畫を遂行することに餘程困難である、其上に陸軍はどうかと申しますると、陸軍は大正十二年迄に財政上の支障を生ずるやうな計畫は立てぬ、斯う申しまするけれども、私は洵に失禮でありますけれども、此二個師團問題の發生以來、陸軍當局の言明には敬意を表せぬのであります、師團の增設を希望する時分には、兵器の改良特科兵の增設は要らぬと言ひ、而して兵器の改良特科兵の增設に付ては知らぬ顏をして居る、此後要るかと云ふと要りませぬ、要らぬと云ふのが當になるかならぬか分らぬ、私は是より將來――數年の事實に徵して――是から信用を恢復するか知りませぬけれども、昨今の狀態に於きましては、私は陸軍當局の言明は信用を致さぬのであります、併ながら陸軍には多少敬意を表すると云ふことは分つて居る、而して又政府の此財政計畫の全體を見まする と、大正十二年迄は計畫してありますけれども、實は私は之を小分すれば大正九年迄と其以後とが別だと思ふ、何故ならば製艦費等の關係に於きましても大正十年以後は餘程增加して居る、十年十一年十二年の三箇年は增加して居る――十年十一年は增加して居るのであります、大正九年はそれに比すれば非常に少ない、それからして政府の計畫して居る是迄の既定計畫の繼續費の大部分と云ふものが、大正九年迄に終つて居る、大正九年迄になりまするど繼續費が私の數へる所に據ると十九件ある、十九件が大正九年で終つて居る、それで濟むかと言へば必らずや之に殆ど近いものが大正十年から出て來るに違ひない、其計畫が無いのであります、大正九年迄に終了致します繼續費が十九件あります、それから致しまして海軍の巡洋戰艦二隻及之に伴ふ艦艇が矢張大正十年から出て來る、斯う見ますると此十二年計畫と云ふ政府の財政計畫は、之を二分して大正九年以前と大正十年以後と二つに分けなければならぬと思ふのであります、先づ大正九年迄の所を考へて見ますると、吾々の同志の間に決定致しました酒造稅所得稅を認めて置きさへすれば、大正九年迄の先づ計畫を遂行が出來る、斯う考へるのであります、其中に戰爭が終末を告げて、根本的計畫が出來れば、尙更宜しい、故に先づ漠然でありますけれども、財政計畫の根本計畫及稅制整理等の問題は、戰後に讓るべしと云ふのが吾々の議論であります、之れに反して憲政會の諸君は八年からやれ、斯う云ふのである八年からはつきりやれるか知らん、戰爭が濟まなくして之をやれと云ふことは無理だらうと思ふ、片岡君は先刻來政府の財政計畫の不安心なこと杜撰なことを申されまして、國防計畫の大正十二年迄に遂行不可能の事を非常に八釜敷く言はれましたけれども是は憲政會諸君として私は如何であらうかと思ふのであります、大隈內閣の時分に八四艦隊を決定致した、而して此艦隊の計畫丈を認めましたけれども、其財源は伴はない唯々一箇年の財源丈を考へまして永遠に亘る詰り此八四艦隊を完成するに足る丈の財源を有つて居らぬ、漫然と一年分を提供して參りました時分に、吾々は此將來に亘る財源をどうするか國防計畫は宜しいが、財源の確定して居らぬ計畫を吾々は認むることは出來ない、それをどうするかと云ふことを聞きました所が、其時分に大藏大臣たりし武富君は、最善なる努力をすると云ふ外何も言へなかつたのであります、自分の時分には唯々一箇年の計畫を定めて、後は最善の努力をすると云つて通し拔いて、他人の內閣になると財源の伴つた計畫が立つて居らぬ、斯う言ひますけれども、是は私は少し無理だと思ふ、是は併ながら今日の言葉としては洵に道理がある、道理があるが（「生意氣を言ふな」「妨害するな」と呼ぶ者あり）それから煎じ詰めますと、減債基金の問題に局限されるのであります が、吾々と諸君とは殊に憲政會諸君とは減債基金に

付て始終爭つて居る根本觀念が違つて居るのである吾々は日本帝國の此國債現に二十八億以上ございまするし、其上に償還期の迫つて居るものがあります以上は、相當の公債の價格を維持することが國家の非常な利益である、如何なる事情がありましても一定の金高を維持して行く、若し已むを得なかつたならば其額は減じまするけれども、減じましても其減じました其額は矢張維持すると云ふのが私共の考へであります、所が諸君が左樣に減債基金なるものを重く見て居らぬのであります、吾々は減債基金を重く見まするが故に、容易に之に手を著けませぬ、諸君は減債基金を誠に輕々に扱つて居られる、つい二年程前迄は其中の二千萬圓を削つて鐵道の資金に充てられた、此間の臨時議會には之を臨時軍事費の財源にする、又今度は國防充實費の財源に不足があつたら使へと云ふ、斯の如き意味を以て減債基金を流用するならば、減債基金は矢張初めから設けられぬのが宜い（「減債基金を流用すると何時言つた減債基金を減すのだ」「論理が一貫せぬ」と呼ぶ者あり）

○議長（大岡育造君）　私語を禁じます。

○三土忠造君　分りませぬか、大正八年に於て若し諸君の計畫通りにして、大正八年迄戰爭が續いて財政計畫が立たなかつた場合、而して酒造稅所得稅を認めなかつたならば、大正八年度には二千八百九十六萬圓足らぬのである、政府の計畫して居ります所の大正八年度に於きましては、二千萬圓の減債基金を繰入れて、詰り五千萬圓を三千萬圓にして、尚且つ二千八百九十六萬圓足らぬのであります、即ちさう致しまする五千萬圓の全部を持つて行かなければ大正八年の辻褄は合はぬのであります、故に私申すのである、減債基金の或部分は或時は鐵道の資金に使ひ、或時は軍事費に使ひ、或時は之を國防費に使ふと云ふ風に、勝手次第に何處へでも持つて行くと云ふことならば、減債基金を置かぬ方が宜い、それからして尚ほ片岡君は若し大正八年度に於て根本計畫を立てることが出來ずして、財源に缺陷を生じたならば、剩餘金を使つたならば宜からう、之も事實に於てはさう行くかも知れぬ、若しそれで足りなかつたならば借入金もしても宜い、減債基金を以てやつたならば宜いではないかと斯う言ふのである、それから政府が强いて減債基金を三千萬圓なり五千萬圓なりを維持せんが爲に、一方に於て臨時事件の歲計を見まするに二千二百萬圓の借入金をすることになつて居る、而して一方に於ては大正七年度に減債基金五千萬圓を維持すると云ふことは矛盾である借金をしながら一方で借金を還すと云ふことであるから、同じ軍事費に使ふ金を一方は軍事に使ひ、一方は主として此戰爭の爲に負ふた借金であるから、之を一方に還すことを廢めて玆に使つたならば宜いではないかと云ふことが、片岡君の御議論であるけれども、戰爭に要する此臨時事件費及臨時軍事費と云ふものは、大隈內閣の時に於ては如何なることを致しましたか、大隈內閣の時分に於ては幸ひにして其前の內閣以來の非常な剩餘金があつたから、不足が出來なかつたんでありますが、其不足するに至りましては、貨幣整理資金森林資金等を融通して、之を借入金を致したのであります、此借入金臨時軍事費臨時事件費の借入金と云ふのは、一般會計に屬する減債基金とは別のものであります、故に吾々は此臨時軍事費を財源として借入金をすると同時に、減債基金を相當に維持すると云ふことは一向矛盾しないと考へる、國民黨の諸君も矢張此減債基金を吾々より輕々に考へて居りはせぬか、即ち昨年の臨時議會の際に於ては、此五千萬圓の中二千萬圓を減じて其二千萬圓を市町村小學校義務教育補助に使つたならば宜いではないかと、是は鈴木梅四郎君から承はつたのであるが、今日はそれを廢めたのであるか、市町村小學校教員俸給補助の豫算は出て居りますが此際に於きまして國民黨は其二千萬圓を以て、此他の方の事に使ふと云ふのである、是も國民黨の諸君は減債基金を吾々程重く見て居らぬ、或は國民黨の諸君は減債基金は無くても宜いと云ふ御議論になるから別になるが、吾々は飽まで此減債基金を維持して見たいと云ふ議論であります、それから通行稅の廢止に就ては唯今藤井君及小川君より御議論がありましたが、吾々は此度の計畫に就きまして、稅の實質論は致さぬのである、吾々の認むる稅丈は實質論を致しますが、稅制整理を戰後に讓ると云ふのでありまするが、稅の實質論は致さぬのであります、併ながら爰に諸君に考へて貰はなければならぬのは、大藏大臣の御說明に依りましても、大藏大臣は斯う云ふ事を言はれて居る、國防の充實に――充實が必要である其爲に財源を必要とするのである、國防の充實が目的であつて增稅は其手段である、增稅をする以上は負擔の均衡が取れぬやうなものが起るからして、其分は一方に減稅をすると斯う云ふのである然らば之を言換へて見れば、增稅をしなければ廢稅も減稅もしないと云ふことになる大藏大臣の云ふことは通行稅を何故廢するかと云ふと、通行稅と云ふものは大藏大臣の說明に依れば主もに都市の人民の負ふべき租稅である、主として都市の人が負ふべき租稅である、郵便稅及通信收入の增加と言ひまするものは、是亦主として都市の人間が負擔すべきものである、郵便稅及通信收入の增額をすることが目的である、之をやる以上は同じく都市の人間に負擔を課するのであるが故に、通行稅を廢する、斯う云ふのが大藏大臣の說明である、且政府の計畫である、政府與黨たる新政會の諸君はそこは誤解して居りはしないかと思ふ、それから通行稅郵便稅及郵便收入に反對すると云ふならば、どうしても當然通行稅の廢止に反對しなければ行かぬ、吾々は其實質論を致すのではありませぬけれども兎に角或は郵便稅の引上を必要とするかも知れぬ、通行稅の廢止が出來るかも知れぬけれども、總て是等の事は戰後に讓ると云ふ考であります、それから致しまして吾々が修正致しました戰時利得稅及酒造稅所得稅等に付きましての修正の理由は最早說明する必要はありませぬが唯だ此戰時利得稅の中で諸君と全く意見を共にしたんでありますから說明する必要はありませぬけれども、私は此演壇よりして國民に能く知らして置きたいと思ふのであります、吾々が修正した意味は（「分つて居る」と呼ぶ者あり）所得を利得に直したと云ふことの爲に、其爲に殆ど個人の所得の免れるものが何萬人であると思ふのであります、即ち地方の大地主と致しまして、地主として戰時の利得稅を拂ふ者が若し原案の儘でありましたならば、田地を二十町步ばかり持つて居る者が拂はなければならぬ、それを斯樣に直しますると、少くとも七八十町持つた人が戰時利得稅を拂ふことになるのであります、此點丈を私は明瞭にして置かうと思ふのであります、それから此戰時利得稅の稅率に付きまして、非常な各方面からの計算が出まして、政府の計算と較べて見まするると非常な差がある、政府に於きましては御承知の通り三千二百萬圓と計算を致して居る、然るに一部の實業家の計算に依りますると、一億圓以上になると云ふ計算が出て居る、一億圓以上も出るならば、夫程戰時利得稅が取れるならば、是は餘程考慮すべきことである、或は稅率を引下げると云ふことが必要であるかも知れぬと云ふことで、私共は餘程熱心に研究致して見ましたが、どうもさう一億圓以上も取れると云ふ計算は一寸出ないのであります併ながら政府の計算よりも多く取れるかも知れぬ、或は財界の模樣に依りましては、一億圓以上取れるかも知れぬけれども、若し夫程取れるならば此法律は當然此稅率を改正して低減すべきものなりと考へて居るのであります、で吾々が稅率の低減を圖りませぬ所以は、どうも吾々の考へではさうは出ないのであります、私は一寸玆に御參考に比較を申して見まするると、所得稅の歲入が――所得稅の歲入が七千二百萬圓と計上されて居る、大正七年度が七千二百萬圓と云ふのが豫算でありますが、是が事實に於て或は九千萬圓或は一億萬圓等になるかも知れませぬけれども、若し此豫算が相當に基礎あるものと斯う見るならば、所得稅も亦此豫算より增す譯が無いのであります、法律上の關係から考へまして、又他の國の例を考へて見ますと、英國でありますが、英國の如き富國にして商工業の盛んな貿易の熾んな國民が、海外に對して債權を澤山持つて居つて、船舶を澤山持つて居つて、非常に收入の多い利得のある國民が如何なる利得を收めて居るか、千九百十七年の英國の豫算に據りますと、先づ二十億圓と云ふ豫算であります、それは英國では八割の稅率で、日本より四倍の稅率を課して居る、株式會社は日本は會社が二割個人が一割五分でありますが、英國は總て一率に八割掛けて居る、八割掛けて居つて二十億圓であります、さう致しますると日本の稅率を假りに二割と致しましても、其利得稅を課する標準たる利得と云ふものは四分の一であります、日本の一億圓と云ふものは英國の利得の五億に當る、若し日本に於て一億圓取れると云ふ事が事實なれば、英吉利が五億圓と云ふことは私は考へられない、どうしても富の程度から考へて英國か五億なれば、日本の豫想額は餘程夫れより減らなければならぬ一億より減らなければならぬ、殊に私共に不思議に思ひますのは佛國であります、佛蘭西は御承知の通り六割課して居る六割課して居りまして佛蘭西は千九百十八年の豫算に據りますと、彼の富國に致しまして佛蘭西の利得稅の總額は日本の金で一億九千三百萬圓と云ふ

豫算であります、佛蘭西の國で六割課して一億九千三百萬圓取れると云ふことでありますれば、日本の國で二割と一割五歩と二種に分れて、さうして一億圓取れると云ふことは、どうしても私は考へられませぬけれども、事實さうなるとしますれば誠に結構でありますがさうなりますと率が高過ぎると云ふことになります、其の點に付ては吾々は考慮を致さなければならぬ、宜しく吾々は經濟界に惡影響を及ぼさないやうにと考へまして、餘程愼重に考慮しましたが、此の如き計算に依り今日税率の低減を計ると云ふことは宜しくないと云ふ考を以つて計らなかつたのであります、唯大藏大臣に對して若し此の如き場合にどうするかと質しました所が、大藏大臣は此の如き場合は法律の改正を致しませうと云ふことを明言されたのであります、尙ほ最後に於きまして、私には直接關係が無いことでありますけれども、大藏大臣が我黨の先輩床次君の質問に對して答辯せられたことが、非常に不都合であるかのやうに言はれましたが、其の喧嘩の中に立入ることは要りませぬけれども、片岡君は若し此のことを言明して置いてさうして此の案が貴族院に回はつたならば何うするかと云ふことを聽かれた（「それは間違だ」と呼ぶ者あり）間違ひならば宜いが、こんな案は貴族院には往かぬのであります、吾々の否決した案は貴族院には往かぬのでありますから、是丈を申上げて置きます。

○議長（大岡育造君）　加藤政之助君。

〔加藤政之助君登壇〕

〔拍手起る〕

○加藤政之助君　私は此增廢減税に付て、我黨の主張に對する諸君の中、或人の反駁に對して第一に申上げて見たいと思ふのである、先刻藤井君小川君は通行税、石油消費税、是に對して片岡君が。

〔此時議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く〕

○加藤政之助君　贊成ではあるけれども、今之を廢止することには不同意である、其理由は分らぬ、是は何時廢するのであるかと云ふ如き御詰問があつたのでありますが、通行税石油消費税に對しましては吾々は之を惡税と認めて居ることは昨日も今日も同じことであります、併しながら此度之に同意せないと云ふ理由は、今日は如何なる秋であります、我日本帝國は詔勅に依て墺獨と戰ひつゝある場合でありまして、所謂時局であります、此時局に當りましては前途如何なる變遷が起るかと云ふ事は、吾々豫測することが出來ないのであります、果して然らば財政上に於ては、此前途の變に應ずる爲に、出來得る丈の餘地を存して準備を付けて置くと云ふことが、是は財政當局者の最も努めなければならぬ所の點であると考へるのである、然らば此の如き時期に於て苟も國庫の收入を何百萬圓減ずるが如き案に同意すると云ふことは、時局の上から出來ないのであります（「時局を知つてるか」と呼ぶ者あり）殊に今日は如何なる秋であります、現に諸君が――政府が國民に向つて重き增税を强ゆると云ふ場合でありませぬか、一方に重き增税を强いて、而して左のみ急がない所の社會政策とやら云ふて、石油消費税通行税を輕減すると云ふ如き事は、平仄相合はぬ所の議論であると吾々は考へるのである（拍手起る）殊に諸君日露戰爭の當時非常特別税なるものが此議會に現はれた事は、諸君の記憶に新らたなる所であります、而して此非常特別税なるものは、一議に及ばずして一人の反對者無くして、是が其當時に可決せられたではありませぬか、而して此非常特別税の內に何があつたか、今世間で惡税と唱へる所の織物税もあつたのでありませう、石油消費税も有つたのでありませう、通行税も有つたのでありませう、鹽の專賣も有つたのでありませう、然るに之を帝國議會は一言反對なくして認めたと云ふのは、即ち此時局に當りては税の善惡を選む遑もない、是は是非とも財源として提供しなければならぬと云ふ意志から出たものである、而して今日も即ち時局である、此時局に當つて縱令惡税だからと云つて、十年も負擔して馴れ來つた石油消費税通行税を廢すると云ふ如きことは殆ど辻褄の合はぬ諸君の意見であると私は明言しなければならぬ、それから唯今三土君は此片岡君の演說に對して御非難があつたやうである、それを承ると云ふと、大正七年度は二千萬圓繰入れたらそれで宜いかも知らない、八年度には非常な缺陷が起る、夫故に政友會の諸君は此三税を認めて財源を作つたのである、此財源を作らなければ、其缺陷に對してどうするのであるかと云ふ事を御非難になりましたが、吾々は先刻片岡君の申された通り、二千萬圓の減債基金を流用する積りであるのである、然らば八年度に至つたらどうであるかと云へば、政府が完全なる國防計畫を立てゝ持つて參つた場合に、之に對しては大藏大臣の云ふ自然增收から起る剩餘金も有るのでありませう、又大藏大臣は斯の如き際に政費の節約行政の整理を行はなければならぬと云ふ事を明言して居る、併し是が何故今行はれないかと云へば、急場には出來ぬと云ふのである、明年に至つたら必ず國民に增税を强ゆると云ふ、政府に行政の整理をして出來得るだけの節約を努めるであらうと思ふ、此節約した金も充當する事が出來るのである而して尙ほ足らずんば此時局に方つては減債基金の尙は幾分を之に充當すると云ふが如き事は、財政上に於て何の不可もない事である（拍手起る）諸君は歐羅巴の減債基金の歷史を御讀みになつて居るでありませう其歷史にどうあります亞米利加でも英吉利でも事があつた時に減債基金を一時停止したと云ふ事は歷々歷史に徵する事の出來る事實であります、我日本に於ても一朝事があつて、此減債基金を一時中止し、一時流用して何の差支のない事であります、殊に今日は我日本帝國は外國に向つて十數億の債權を持つて居ると云ふ時代ではありませぬか、尙ほ此債權を增しつゝある時代ではありませぬか、此時に當つて五千萬の減債基金の其幾部分を流用して何の不都合な點がありませう私は決して差支ない事と信ずるのであります（拍手起る）夫から私は片岡君の既に述べました點に付ては、重ねて茲に繰返す事を厭ひます、故に其點は省くのであります、省くのではありますが、私は第一に此政府の增廢減税の計畫と云ふものに反對するのであります、是が意味が徹底して居らぬ、何故徹底して居らぬかと申しますれば、今日は世界の潮流は所謂兵役に對して身體の健康なものが其任に當ると同樣に、國費の負擔に對しては有產階級の所謂資力のある者が之に當らなければならぬと云ふ事は、學者の定論であり、世界の潮流であるのである、此原則と致しましては一般國民の負擔する所の消費税、是は成るべく減じて有產階級の負擔する所の直接税は、之を增加すると云ふ事は、是は世界の潮流であるのであります、而して各税目を成るべく統一すると云ふ事も世界の潮流である、現に獨逸の中の普魯西、和蘭、佛蘭西等も之に倣つて居るのであります、然るに此度現政府の提出したる所の增廢減税、是は如何であるか、其潮流に果して適つて居るかと申しまするとと云ふと、寧ろ税種は十三に亘つて益々之を增加すると云ふ傾になつて居る、然る、世界は税目を減ずると云ふ事になつて居る、然るに政府の提出せられた此案に依れば、税目を增加すると云ふ傾があるのである、而して世界の潮流に依れば、此貧民階級の負擔は成るべく減じて、有產階級の負擔を增加すると云ふことになつて居る、然るに我日本の現在の税の割合は如何でありませうか、有產階級の負擔する直接税が多いのでありますか、貧民の籠つた一般國民の負擔する消費税が多いのでありますか、現在を見ても現に一般國民、貧民を含蓄して居る所の者の負擔する消費税の割合が多いのである、或は六割前後あつて　少なくとも五以上になつて居る、然るに此度提出せられた所の此税を計算致して見ますと云ふと、直接税には一千萬圓前後しか掛らぬ、間接税には三千萬圓前後掛ると云ふのである、果して然らば此税目を煩瑣に涉つて益々煩雜にすると云ふ點に於て、又此貧民の負擔を一方に於て社會政策で輕減すると云ひながら、貧富共同の負擔に屬する間接税の割合を增加したと云ふ事は、是は財政の學者の說に反對し、世界の潮流に反對し、所謂財政を紊亂する所の提案であると私は茲に斷言せざるを得ぬのであります（拍手起る）斯の如くにして尙ほ國防計畫其他の負擔に應ずる事が出來れば宜しう御座いまするが、それに應ずる事は前申上げるが如く出來ないのであります、而して政府の所信の上から私は一言して見たいと思ふ、是は餘程以前の事でありますが、故渡邊國武君が大藏大臣でありし當時、此演壇に於て尾崎行雄君が此政府の財政計畫は減額する事は出來ないかと云ふ事を尋ねまする と云ふと、渡邊國武君はそれは政府の所信あつて提出したのである、一錢一厘も減ずる事は出來ないと公言致したのである、一錢一厘も減ずる事は出來ない、是は聊か極端の嫌があります、併ながら私は國家の財政を預かる所の大藏大臣としては、斯の如き所信が有つてこそ初めて帝國の財政を料理する事が出來るものである（拍手起る）然るに此所に居られる勝田大藏大臣は、此度床次君の質問に對して如何に答へられたか、床次君の質問に對して、より以上の案があれば柱に膠した政策はやらないが、之を採るに吝ならずと云ふ意味を申されたのである、此意味は一面から申しますれば如何にも度量が大きくし

て、交讓妥協の精神に富んで居ると賞める事が出來るかも知れませぬが、一面から申しますれば確信もなく、責任の重き事を忘れて、唯々貴方方に名案があれば御出し下さい、私共は是限りであるからどうでも宜しいと、斯う云ふのと私は一般であると思ふ諸君の此渡邊大藏大臣の答辯と勝田大藏大臣の行動之を比較して孰か是なりやと御考になりますか、私一個人から見ると云ふと、今日の時局に於て我國政を委ぬる所の大藏大臣の言葉としては如何にも賴み少き感が致すのであります(拍手起る)そこで此大藏大臣の提出せられたる所の諸案に對して、若し全部贊成する所の方々がありましたならば、其人は大藏大臣の提案に對してより善き案は唯の一つも持たないと云ふことを自白せられる所の諸君である(拍手起る)又此大藏大臣の提案に對して、幾部分を修正なされて大部分を同意なさると云ふ方々は、此大藏大臣の提案に對してより善き案を少しばかり御持ちになつて居ると云ふ諸君であると思ふのである、(拍手起る)所が吾々は此大藏大臣の提案に對して全部の對案を提出する所の者である、少くとも吾々は大藏大臣の提案に對して全部のより善き案を持つて居ると云ふことを主張する所の者であるのであります(拍手起る)而して吾々の提議する所の案がより善いか、より惡るいか、是は日本六千萬の國民の判斷に任せるのである(拍手起る)少くとも日本六千萬の國民中の有識階級の人に御任せをするのでありまするから、吾々は此に於て強て獨り褒めは致しませぬ(「大藏大臣の鼻は加藤君の如し」と呼ふ者あり笑聲起る)尙ほ私が一言茲に附加へて置きたいのであります、先刻三土君は大隈內閣の當時に海軍の八四艦隊の事に付て云々と言はれましたが此八四艦隊の一部を造りまする時には、其一部に對して五千七百萬圓の財源は明かに提供したのである、唯其前途に起るべき八四艦隊の財源に付てはどうであるかと言ふから、それに對しては最善の努力をすると云ふことを武富君が述べられた、而して其次の議會に提出すべき腹案としては、此財源を大隈內閣の當時に造られてあつたのであるが內閣が倒れたから後の內閣がやつたと云ふ話で、是は何等不思議の事は無いのであつて、三土君の御攻撃は甚だ當らぬと思ひまするから、茲に一言を添えて置きます(拍手起る)

○副議長(濱田國松君) 大口喜六君。

〔大口喜六君登壇〕

〔拍手起る〕

〔此時副議長濱田國松君退席、議長大岡育造君復席〕

○大口喜六君 私は藤井君の說に贊成を致す者であります、即ち國民黨の主張を茲に申述べんとする者でありまするが、此案に對しまして吾々の主張致しまする所は、略々委員長の御報告になつた所と同じであります、併ながら其中に就て通行税並に石油消費税の問題が意見を異に致して居るのであります、此點に對して特に申述べて見たいと思ふのでありまするが、政友會の諸君が御主張になりまする所を承りますると、税制整理は極めて贊成である、併ながら是は戰後を俟つて爲すべきものである、現在の時代に於ては此税制整理を爲すべき時でない、戰後を俟つて徐ろに此税制整理をするのが適當である、夫故に案の實質に就ては議論をしないのであつて戰後を俟つべき意味に於て、通行税其他に反對をするものである、斯の如く言明をされて居るのであります、又憲政會諸君の御主張を承りますると、現內閣の出した所の諸案は甚だ不完全のものである、斯の如きものに贊成をすることは出來ぬのである故に、完全なるものに仕直して出て來い、斯う云ふ意味に吾々は解釋が出來るのであります、此點になりますると頗る吾々の見る所と意味を異にするのでありまして、是が偶々以て政友會の諸君とも、通行税の事に於て意見の扞格を生ずる原因ではなからうかと吾々は思ふのであります、即ち吾々の主張する所は此戰時に於て極めて此國本の培養、國策の樹立なるものを吾々には標榜して居るのであります、此點から申しまますると、決して戰後を俟つことの出來ない問題が多々あるのであります、殊に此戰時に於て爲さなくてはならない所の事柄が極めて多いのであります、今や此世界の大勢を觀ますれば、諸君も御認めになつて居る通りに、容易ならざる有樣を以て進みつゝあるのであります、此際に當つて我日本帝國は相當なる基礎を固め、而して戰後に於て益々我國力が增進する所の基礎を、此際鞏固にしなくてはならない、極めて緊要なる時期であると思ふのであります(拍手起る)此點から立論致しますると、縱令一小部分たりとも國策の樹立、國家緊要なる問題に觸るゝ以上は、是は是非實行しなくてはならないと云ふ時期であることを吾々は固く信じて居るのである(拍手起る)如何に之を嗤ふ諸君があつても、吾々衷心確信して此演壇に立つて居るのであります、此點から吾々が考へまして、此通行税の廢止並に石油消費税の廢止なるものは當然であり、又國家緊急の事件なりと確信して居るのであります(拍手起る)斯樣に論じまするど少しく此税の性質に觸れなくてはならぬことになるのでありますが、吾々の見る所を以てしますれば、通行税なるものは一種の活動税であると吾々は見るのであります即ち活動すればする程其人に税が課せらるゝのであつて、勤勉力行すれば力行する程其人が税を拂はなくてはならぬと云ふことになるのであります(拍手起る)斯の如き税はです果して税の性質上から論じて善き税であるか惡しき税であるか、是は實に惡税であると云ふことは、一般社會の認むる所であらうと私共は思ふのであります、即ち我日本帝國の人々は此際極めて活動をしなくてはならないのである、殊に戰後に於て一層の活動を必要となすべき時期でありまするが故に、此際我國に於ては此の通行税の如きものは廢して、益々一般國民をして活動的精神を養はしめねばならぬ所の大切なる問題であると、斯樣に考へて居るのであります、或論者に言はせますると、先刻も誰方かの御論にあつたかの如く――三土君の御論であるやうに思ひましたが、通行税は此都市の人が拂ふ所の税である、多く都市の負擔する所の税であると云ふが如き事を述べられたやうでありまするが、吾々の見る所を以てすれば蓋し是は大なる誤ではなからうかと思ふのであります、成程都市は多くの人民が集團致して居る所でありますが故に、通行税の如きは都市に住む人が多く拂ふ結果を來して居るに違ひない併ながら此通行税の及ぶ所は極めて廣き區域で殊に山間僻地に住む人の如きは、輕便鐵道とか電氣鐵道に依て都會に出る、結局此の村落に居る人々も此の交通機關の恩澤に依て其事業を擴張するのであります、此の點から見ますれば輕便鐵道の如きは極めて國家の發展上必要なるものである、それ故に政府は一方に於て、輕便鐵道には國庫の補助を與へて獎勵して居るのであります、然るに一方に於ては之に通行税を課して、以て其交通の便を妨ぐる結果を見るに至りましては、蓋し矛盾したる政策に屬すると思ふのであります、殊に此通行税の如きもの程、貧民の苦痛を感ずるものは無からうと私共は思ひまするのは、回數券を買ふ人は比較的通行税が少なく掛る是は金のある人は回數券を買ひ得るのである、併ながら所謂貧民階級の人にありましては、一回每に通行劵を買つて歩くのであるが、之に對して通行税を取る場合には、僅か一錢の交通料に對して一錢の税金を取らるゝと云ふが如き、重き負擔をする税になつて居ります、斯の如きものはどうしても是は下級階級に向つて重き税を課する意味でありまするが故に、先刻來加藤君は社會政策なるものを頻りに御嘲弄になつたやうであるが、吾々は極めて斯の如きものに對し國家百年の大計上社會政策を最も必要とするのであります、殊に加藤君は吾々の尊敬して居る所の政治上に於ては先輩者でありますが、曾て吾々が加藤君の幕下に屬して居りました頃は、頻に加藤君も通行税全廢論者で、加藤君の御說には吾々傾聽して居つたやうに記憶して居ります、其上此通行税に對して私は是非一言したいと思ひますのは、都會に於ける富者の階級の人々は、或は自動車に乘り人力車に乘るのでありますが、之に對しては決して税を取つて居らない、而して僅か一回の通行料を拂ふ人に對して、比較的多額な通行税を取るに至つては是非共是は打消さなければならない、容易く看過しては居られぬ税であると思ひます、斯の如く考へ來りまするど、此通行税の如きは、一日措けば一日だけ國家に害を與へるものであると私共は考へるのである、即ち通行税の廢止なるものを一日早くやれば一日丈國家に利益を與へるものになる、況や此戰時に於て多くの國民が益々奮闘し發展しなければならない大切な時機に於て、通行税全廢の如きは實に一日も忽せにすべからざる所の大切なる問題である、斯樣に私共は信じて疑はないのであります、それから又一方に於て通行税の全廢を唱ふる所の者が、郵便税の引上げに何故同意しないのであるか、さう云ふことも誰方かの御演說にあつたやうでありますが是は却て吾々は矛盾したる議論と思つて居ります、郵便税の如きも矢張吾々は大體の性質に於きましては、通行税と同じやうなものに考へて居ります、それ故に吾々は郵便料引上に對しては之に反對をするのであります、同時に通行税の全廢を唱ふるのであります、是は當然なる私共は結果と思ひます、恰度「ラムネ」とか飴と云ふやうな物に課税するに反對

するのと、通行稅全廢をしやうと云ふのと全く同じ所の方針から出でたる議論であつて、少しも撞着する所はない、斯樣に私共は考へて居る次第であります、斯の如く論じますると、先刻三土君から質問的御演說がありましたやうに、財源問題に勢ひ觸れなければならないことになりますが、是も少し吾々の考へる所は絕對に違つては居らぬのでありますが、三土君の御想像とは少しく趣を異にして居るのであります、是は是非說明致して見たいと思ふ、三土君は先刻石油稅と通行稅とを合せて一千二百五十萬圓許り大正八年には缺陷になるやうな意味に聽取れたのでありますが、是は或は總體の稅を纏められた間違ではなからうかと思ふのである、吾々の信ずる所では大正八年度に於きましては、石油消費稅が九十四萬二千圓、通行稅が五百二十五萬四千圓であつて之を合せても尙ほ六百十九萬圓であります、此の六百十九萬圓と云ふものに對しては、大體に於いては先刻三土君の御想像の如く、減債基金を用ひても一向差支ないものとは考へて居るのであります、併しながら茲に一つ私共は別の意見を持つて居るのであります、我國家の歲計を見まするど、年々歲々實に剩餘金が多いのであります、此剩餘金か澤山出ると云ふことは何處から生れ出るのであるかと言へば、言ふまでもなく歷代の政府が歲入を比較的過少に見積つて居る結果であると私は思ふのであります、現に大藏大臣の委員會に於ける御言明に依つても、大正十二年までの歲計豫算の概計を見れば、種々なる諸君から質問の出ました結果に於ても、大藏大臣は未だ此計畫には餘程餘裕があると云ふ意味を、常に說明して居られるのであります、即ち吾々の觀る所に依れば、政府は常に此歲入を過少に見積つて居る其結果はどうかと云へば、今回の戰時利得稅の如きも、大正五年の額を標準として見積つて居られるのでありまするが故に、大正六年大正七年になれば歲計に益々剩餘金を生じ、而して歲入が過少に見積られてあると云ふ結果を現して來るのであります、即ち吾々は此歲計に餘り剩餘金の剩ると云ふことは望むべき問題でない、從つて將來に於て此歲入と云ふものを確實に認めらるる以上は——計算さるゝ以上は六百十九萬圓ばかりの石油消費稅通行稅の減額を認めても、決して此歲計に變化を起すものではない、斯樣に私共は信じて居るのであります、尙ほ最後に一言致したいのは、諸君の御演說中に一々出るのでありまするが、大藏大臣の御言明であります、大藏大臣は床次君の質問に對して恰度委員會で修正になつた如き案が可決したならば、之に同意をするか、之に同意をする、斯樣に言はれたが爲に一の問題を惹起して居るのであります、即ち現在出て居る案の大部分は精神が拔けて居るものだとか、或は是は撤回すべきものではなからうかと云ふ如き諸君の御說があるのであります、之に對しては吾々も一の議論を有つて居るのであります、併ながら吾々は極めて國家に忠なることを欲するものであります、吾々は最後の一分間まで吾々の自ら信ずる所に向つて鬪はんと欲するものであります、吾々は通行稅を全廢し又一方に於て石油消費を全廢せんとするのは年來の主張であり、又國家に對して極めて忠實なる者と信ずるのであります、其結果如何に此案が魂が拔けたと評せられても、政府が何と答へやうが、最後の一分間まで國家の爲に主張を通さんとするのは、正に議員として爲すべき所のものである、斯樣に信ずるのであります。

○議長(大岡育造君)　武藤金吉君。

〔武藤金吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○武藤金吉君　私は委員長の報告に賛成の意を表し我が元田、三土の兩君の主張を簡單に補足を致しまして、我黨の主張を闡明しやうと思ふのであります、此廢減稅案に含まれて居りまする國防の計畫は、既に詳細に論議されましたから、私は之を省きまするが、此國防計畫に伴ふ產業の政策、敎育の刷新、稅制の整理に付きましてはまだ足らぬ點がありますから、此點に於て此主張を明かにして置きたいと思ふのであります、今回の增廢減稅案が此產業の發展、敎育の刷新、稅制の整理に付て見るべき點の少なかつたと云ふことに付きましては、甚だ遺憾とする者であります、諸君、今日は世界に於ける滾々たる戰雲の中には、既に平和の機運が私は脈々として動いて居ると信じます(「ひや〳〵」と呼ぶ者あり)之を英吉利の政治家の言明に依つても、亞米利加の大統領の敎書の中に含まれて居る條文に發見しても、確に此國防計畫の裏には產業の發展、敎育の刷新と云ふことが含まれて居るのであります、然るに私は區區たると申しては失禮でありまするが、唯々此廢稅案に付て石油稅、電車の通行稅位ばかり議されて、國防計畫に伴ふ根本の此產業政策、稅制の整理と云ふことに論及の少ないのは甚だ遺憾とするものである、既に此點に付きましては、國民黨の諸君から國策の樹立を大口君は說かれましたが、國策の樹立として今期議會に現れた點に於ては、吾々は不同意なのであります、不滿足であります、不足を感じて居るのであります、又稅制の整理は此國策の樹立と伴ふて、負擔の均衡を追ふて、或論者は社會政策を頻りに口にして貧民の肩を持ち、中產階級以下の肩を持つ學者もありますけれども、社會の趨勢は一般中產階級以下の者と富者と相俟つて調和をするにあらずんば、國運の發展は六ケ敷いのであります、此意味に於て此廢減稅案は意味を爲して居ない徹底して居ないと云ふのは此富者階級と貧民階級の連絡衡平が取れてないから、吾々は之を後に廻して整理をしやうと云ふのが骨子であります(拍手起る)而して既に來るべき平和の經濟、戰爭は、現下の鎗火に訴へつゝある實戰よりも一層深刻を感ずる事は、誰方も異論の無いことであります(拍手起る)此點に付きまして、何等我帝國に於て、否現政府に於て政策の見るべきものゝ無いと云ふことは甚だ遺憾である(拍手起る)此稅制を整理すると同時に、國策の樹立は立たぬのであるか、言葉を換へて申しましたならば自足自給の政策は何等見るべきものがないではないか、鐵の問題はどうであるか、羊毛の問題はどうであるか、棉花の問題はどうであるか、食糧の問題はどうであるか、此樞要の點を一々數へ來れば、甚だ殘念ながら國策の樹立として見るべきものが一つもない、本年の豫算及總ての計畫に於ては不滿足ながら、國防の計畫は稍々整つて又先きの——將來も推測ることが出來るが、產業の發展、敎育の刷新、交通機關の改善等に付きましては甚だ薄弱であります(「ひや〳〵」と呼ぶ者あり)吾々は此意味に於て多くを辯しなくて、之を實際に行つてやるに付きましては、此廢減稅案は國防の差當りの計畫に充つべき所の稅源は之に與へ——之に與へて之を漸次に之を滿足してやるべき所の方法を執ると云ふことは、帝國の爲に穩健忠良なる所の政策であると私は信ずる(拍手起る)然るに憲政會の諸君は片岡君は明年度に於て、稅制の整理を全部行つて而して行かうと云ふことでありまするが、もそつと百尺竿頭一步を進めて大體に於て御賛成ならば、何故に政友會の主張通り付いて御出でなさらないのでありまするか(拍手起る)甚だ私は之を憲政會に向つて遺憾とするのであります、又片岡君の經濟界の御觀察は實に謹んで拜聽致しましたが、三十年間曾てない好景氣であると言はれたが、私は好景氣を否認する者ではありませぬが、日本の今日は或は幾分の物質、總て金融の上に於ては三十年來見ざる好景氣を見て居るかも知れませぬが、果して生產の狀態國民思潮の實際から參りましたなれば、片岡君の御觀察に同意することは出來ない、諸君、今日或中流以上の階級は福々でありまして成金もありませうが、今日物價騰貴の結果、國民の全體の一般の素質はどうなつて居ります、私は內部の素質を研究すれば、國民一般は極めて軟弱であると信じます、又國民の個々の素質が軟弱である、弱ければ隨つて精神も弱くなる、精神が弱くなれば健全なる働が出來ないと云ふことになつて來る、此健全なる働の出來ない國民には、租稅の負擔は出來ないと云ふことになつて來る、諸君、實際今日國民の素質は陸海軍の軍人にして錢を愛し、從前の志氣は果して何處にあるかと申すべき點が澤山あるではないか、全國に於ける所の軍人の意氣は、全く錢を愛して死を厭ふと云ふのが現在の有樣ではないか、如何に海軍の擴張をし、陸軍の擴張をしても此國民の素質が墮落し、腐敗し、軍人の志氣が衰へたならば、私は此國防計畫と相俟つて國運を發展し國を守る所の土臺が出來ないものと信ずるのであります(「ひや〳〵」と呼ぶ者あり)此點に付て今や新聞紙などを見ますれば、殆ど人倫の道義は漸く衰へ不義は絕ゆることなく、富豪は富に委して一般國民の幸福を壟斷するの傾がある、又下層一般階級は現在は、飢に堪へて將に犯罪に接近しつゝあるではないか、近來の新聞紙に出る所の下層階級の狀態は、決して三十年來の最も喜ぶべき好景氣でありませぬ此物價の騰貴現在の有樣は國民一般の租稅の負擔過と云ふものに付きましては、私は杞憂を懷く一人であります、此點に付ては保險會社などで御儲けになつた片岡君の觀察とは、吾々の見る所とは甚だ懸隔があるのであります、斯の如くして私共が此通行稅の廢止又此減稅の意味に於きましては頗る同情を以て攻究する必要かあると思ひます、又現在に於て廢することが出來るならば、廢するも可なりでありま

す、併ながら今増税をしなければならぬ場合に此減税を行ふて、一面に郵便税の如き人頭税の如きものを上げ、其他殆ど此亂雜なる税制の改革もしないで此事をやると云ふに付きましては、私は時期にあらず、今日は此税制を斷行する時期にあらず、即ち吾黨が査定したる所の所得税を一部改正し、又此所得税を改正するに付きましては、富者中産階級若くは貧者の區別をし、又酒税に付ても穩健なる上げ方をしまして、當業者を救ふ案には同意を致し、又之に伴ふ燒酎味淋其他の負擔に付きましても斟酌をし、殊に所得税に付きまして山林の伐採に付ての條項を削つた如きは實際吾々は此現在の、實際に適當なる所の査定をした積りであるのであります、何卒諸君は――憲政會の諸君は御主張を止めまして、我が政友會の主張に御賛成になり、又國民黨新政會の御方々も、表面の本の上の社會政策の講釋は御止めになつて、政治の實際に觸れられむことを切望致しまして壇を降ります（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 川崎安之助君。

〔川崎安之助君登壇〕

〔拍手起る〕

○川崎安之助君 最早議論も盡きて居りますから、私は餘り長く申しませぬ、今回現内閣が提出された財政計畫は實に巧妙に出來て居ります、技巧の末に渉り微に入り細を穿つて誠に巧妙に出來て居ります若しも之を以て中學程度の學生の模擬國會にでも出したならば、大に喝采を博するものであらうと思ひます、併ながら此世界の大戰爭に參加して居る我帝國の財政を維持する政策としては、斯の如き事は實に滑稽に類するのであります、或は飴の税を取るとか「メリヤス」の税を取るとか、清涼飲料水の税を取るとか、技巧の末に渉つて徒らに奇を衒ふ政策は吾々は同意しにくいのであります、此點に付きまして現内閣の施設に反對するのであります、之を引括めて申しますと、現内閣は恰も古い比喩であるが朝三暮四の謀を行つて居る、即ち六百四五十萬圓の税を減じて、一方に於いて二千三百萬圓の税を課して居る、吾々國民を猿の如く扱つて居る、古い例であるが、昔猿飼が猿に栃羅猫をやる時に、朝に三切をやつて夕に四切をやらうと言つた所が、多くの猿が怒つた、此に於て猿飼が曰く、朝四切やり夕に三切やる、それを聞いて大に猿が喜んだと云ふことであります、一日の分量は僅かに七切である、朝四切やるからと云つて猿が喜んだと云ふ、實に是が朝三暮四の猿智惠である、然るに現内閣は是れ以上にひどい事をして居る、六百萬圓をやるから二千三百萬圓の増税に賛成をせよと云ふやうに、實に吾々を猿以下の扱ひをすると云ふやうな猿智惠を有して居る所の大藏大臣の計畫であります、斯の如きものに對して吾々は何を以て賛成することが出來るでありませうか、吾々は不幸にして政友會の諸君と所得税及び酒造税に付て意見を異にしたのであります、聊か實質に付て此事を申述べたいと思ひます、今回の所得税の改正法案は（「簡單々々」又「謹聽」と呼ぶ者あり）政府は下層の負擔を輕減すると申して居りますけれども、其實はさうでない、却つて下層に於て重くなつて居ります、又試に法人所得と個人所得を比較致しますと、法人に於ては五千圓以下と所得が現在千分の四十であるものが僅に四十五になつて居ります、然るに個人に於て現在五十五のものが七十になつて居る、法人に於て五を増すに拘らず個人に於て十五と云ふものを増して居ります、又五千圓以上に渉りますならば是れも法人所得に於いては僅に千分の五を増すのみである、けれども個人所得に付ては十五を増して居ります、更に甚だしきは一萬圓以上を超過する場合に於ては、即ち法人に於て五を増すに拘はらず、個人に於て二十を増すと云ふ斯の如きことになつて居ります、而して其他或は法人所得の乙の法人は僅かに七十五位の程度で止めると云ふのは、即ち政府は聲明に反して徒らに中以下の民を苦めて大なる會社大なる富豪に媚びて、斯の如き提案をして居るのである、是等の案に對して吾々が賛成することは寧ろ現在より以上此社會政策を破壞することになるのである、故に私共は此提案に對しては決して賛成する事が出來ぬのであります、其他酒の税の問題に至つては實に微々たるものでありますけれども、苟も清酒の貯藏減をするならば、味淋とか燒酎とか云ふものに對して一樣に貯藏減をしなければならぬ、然るに本税に於ては之を脱して居る、是等實質に付ても社會政策を誤つて居る所の問題であるから、反對を表するのであります、其他戰時利得税は修正に依て緩和せられたけれども、私の考は此の戰時利得税に付きましても大に意見を異にして居る、政府は此の戰時利得税は歐米各國の例を參酌してさうして、制定したと云ふけれども、現に英吉利及び佛蘭西若くは伊太利に於いては、農業の所得には戰時利得税を課して居らぬ、政府は我邦に於いて農業の所得に課すると云ふことは、先進國に見倣ふたと云ふに拘らず、斯の如き不都合なことをして居る、此點に付ても吾々は多少不平を持つて居るけれども、彼の個人の所得の三千圓を訂正したに付て、多少の緩和を致して居りますから、是は枉げて私は賛成を致して居るのであります、遺憾ながら此二點で政友會の諸君と同じ歩調を取ることが出來ないのであります、而して先刻小川博士は吾黨の片岡君の演說を批評された中に、少しく私は伺つて見たいことがあると思ふ（「簡單」と呼ぶ者あり）小川博士は片岡君は國防の計畫は誠に不完全であるけれども、國家の急務として之を認めなければならぬと云ふたでないか、然らば其財源も之を認むるが至當でないかと云ふことを言はれた、是は小川博士は如何なる聽き違ひをされたのであるか知らぬけれども片岡君の說は即ち不完全なる國防計畫は認めるけれども、其財源は斯の如き不完全なる税制の整理ではいかない、故に吾々は減債基金に依て暫く之を支辨すると言はれたのである、苟も財源さへあれば、何も不完全なる所の政府の計畫に依る必要はないのである、而して又博士は社會の安固を期し經濟の繁榮を保たんと欲せば、富者に重く課税せざるべからず然るに政友會は何であるか――いや憲政會は何であるか、此の政府の社會政策を含んだ所の總ての提案に賛成しないのは如何なる理由であるかと云ふことを言うて居られる、政府の提案の社會政策と云ふものは何でありますか、通行税を廢するとか或は石油消費税を廢する、此の二點でありませう、其の外所得税などに付ては大いに社會政策に反對して居る、試に小川博士が政府の提案した所得税法中の改正案を見られたならば、能く分ることである、個人の所得に於て千圓以下に對しては二割を増額して居る、又三千圓を超過したるものに對しては二割二分、一萬圓を超過したるものに對しては二割五分を増加して居るにも拘らず、十萬圓を超ゆる金額に於てはどうであるか、僅に一割八分五厘の増額である、又五萬圓を超ゆるものに付ては一割八分の増額である、即ち此改正案なるものは富者に薄うして貧者に重き所の税を課することになつて居る、斯樣な提案を以て社會政策の上から賛成出來るでありませうか、殊に小川君の如きは通行税と石油の税を廢するならば、社會政策の妙諦を極めたやうに言つて居られるけれども、吾々は社會政策の妙諦なるものとしては、鹽の専賣に付てもう少し政府が考慮しなければならぬであらうと思ふ、現に昨秋の如き、京阪の間に於ける鹽の逼迫はどうでありましたか、民間は鹽の需要に汲々として居るに拘らず、政府は鹽の専賣益金を上げると云ふ風說の爲に、或者が鹽の買占をして、それが爲に日常吾々が營める所の鹽は無くなつたのである、僅に一合や二合の鹽を施行でも貰ふやうな有樣で以て、買ひに行つたと云ふやうなことになつて居つた、斯う云ふやうな事は社會政策の第一著手として吾々は實行せねばならぬと思ふ、此鹽の如きは専賣にすると云ふことは決して咎めぬけれども、金を儲ける爲でなく、もう少し吾々國民に供給を圓滑ならしむる爲に、政府が鹽などはもう少し巧くやる方が宜からうと思ふ（拍手する者あり）社會政策と云へば斯う云ふ事も通行税以外に未だあるのであります、要するに現在此政府の出しました計畫なるものは、實に孟浪杜撰――と言つては或はどうか知らぬが、私は寧ろ滑稽に近いものであらうと思ふ、斯樣な財政計畫を以て此戰後の大國家を料理して行かうと云ふことは、實に烏滸なる沙汰であらうと思ひます（拍手起る）而して私は政府に少し伺つて見たいことがある（「分らぬこつちを向け」と呼ぶ者あり）大藏大臣の聲明された所の財政の主義は三つになつて居る、第一は即ち財源の補塡である、第二に税制の整理である、第三は下層階級の負擔輕減である、此三つの主義を標榜して、さうして此財政計畫なるものを提出されたのである、然るに唯今此議場の有樣を見ますれば、不幸にして大藏大臣の聲明する所の此三つの要件の中二つは既に消滅する如き有樣であります、即ち纔に政友會の提案に於て、酒と所得税を認むる上に於て或は二千萬圓以上の金を得て、財源の補塡は出來るかも知れぬ、併ながら金の辻褄を合せると云ふやうな事は徒に勅任官や奏任官の高い給料を出した役人にやらせなくても銀行の洟垂れ小僧でも金の辻褄を合せると云ふやうな事は出來る（「何を言つて居る」「分らぬ」と呼ぶ者あり）國家の財政は一錢一厘の微なるものと雖も是皆國民の膏血である、苟も意義が無ければならぬ、然るに

大藏大臣に唯々財源の補塡さへ出來れば、税制整理の根本が倒れても、或は下層階級の國民の負擔の事が倒れても、甘んじて政友會の提案に屈從すると云ふやうな事を言つて居る、若しも大藏大臣が一個の男子であるならば、決して私は斯の如き提案に屈從することは出來ないものであると思ひます、私は此に至つて實に勝田大藏大臣の心理、狀態より、若くは生理狀態より見まして、男性的機能を備へて居られるや否やと云ふことを大いに疑はざるを得ないのであります（「こつちを向け」「分らぬ」と呼ふ者あり其他發言する者多し）

○議長(大岡育造君)　川崎君、正面を御向きなさい

○川崎安之助君　今や此大藏大臣の出された所の提案は、實に滿場に於て寸斷されて居る、殊に此郵便税外五件の如きは恐らく一人も贊成する者が無いでないか、政府は常に擧國一致を標榜されて居る、然るに今や擧國一致を以て政府が十三出した中六つまで反對されて居る、然るに何を以てか晏然として能く其職に居る事が出來ませうか（拍手する者あり）足下の提案は實に一寸試しに寸斷されて居る、足下は尙ほ之を以て生命ありと認むることが出來るでありませうか、彼の蛇とか蜥蜴のやうなものは之を兩斷しても、頭は頭で動き、尾は尾で蠢動することがございます、けれども苟も一國の政府として財政を掌る所の大藏大臣として、自分の提案か今此處に寸斷されて居るにも拘らす、唯一部の計算上辻褄が合ふから是で宜しいと云ふやうなことを言つて居られる、是は實に私は下等動物が體を兩斷されても、尾は尾、頭は頭て蠢動して居ると同じであらうと思ふ假令生命はあつても既に勢は去られて居ります、去勢されて居ります、諸君、人間の去勢されて居る者は、昔支那の宮中に宦官と云ふ者があつたと云ふことである、今日苟も國務大臣として。去勢をされて居るやうな財政計畫を提げて、さうして廟堂の上に立つと云ふことは、私は之を疑はざるを得ぬのであります（「簡單々々」「ひや〳〵」「こつちを向かなければ分らぬ」と呼ふ者あり）今や前申す如く滿場一致、即ち國民一致を以て此大藏大臣の財政計畫に反對して居る、然るにも拘らず晏如として其職に居らるゝと云ふことは、實に是は國民の輿望を無視したるものと言はなければなりませぬ、或は諸公の御意見とすれば、假令國民一致の信賴を失つても、苟も　陛下に於て吾々を信任あらせられる以上は、吾々の位地は安固たるものであると言はれるであらう、併ながら是は實に畏れ多い事である、我國の國體としては實に　天皇陛下と國民とは常に同一心でなければならぬ、即ち吾々國民の意思は　天皇陛下の御意思である、幸にして仁慈なる――海の如き仁慈を有せられる　陛下は假令諸公が國民の多數の希望に背いて居ると云ふことを御覺りになつた所が、

天皇陛下からもう貴樣達は退けと云ふことを仰しやりはしないのでありますから詰まり、諸公が之に甘んじて其職に居られると云ふことは、即ち君恩に狎れてさうして國家の基礎を危くするものと言はなければならぬ（拍手する者あり發言する者多し）願くば諸公は再三再四靜思熟考されて、以て處決せられんことを望みます（拍手起る）

○議長(大岡育造君)　柏原文太郎君。

〔柏原文太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○柏原文太郎君　簡單に一言を致します、此度の增税案の所要する所の金額は、國防計畫を完成すると云ふ事と其他二つの要素がありまするが、主として國防計畫である、其國防計畫の不完全なり、最も根定的に不完全なりと稱する所の者は、嘗て增師の計畫が兵器改良、師團充實よりも先きなりとしたる所の憲政會の諸君である、此樣なる人に依て國防計畫を非なりとされることは、少しく御門違ひではないかと思ひます、私共は徹頭徹尾國防計畫を完成したい、夫に付ては現政府の計畫は完全とは思はぬ、完全とは言はぬが、既に先のものを與へて居る以上は政府の力一杯、即ち製艦能力其他の能力を盡すだけの金しか使へない、是も私共は否認することは出來ないのであります、夫故に不完全であつても、吾々の當初の主張を完成する爲に、此國防計畫に贊成を致す者であります、夫と同時に廢減税案を出すと云ふ事は何の差支もありませぬ、此增税案を出す時に當つては、理想としては徹底的の税制整理をやつて貰ひたいのである、是は決して不都合ではないのである、併ながら此事が出來ないと云ふ事であれば、其中の幾分たりとも整理に近い吾々の主張する所の通行税並に石油消費税と云ふものを茲に廢すと云ふ事は、ちつとも矛盾して居りませぬ（拍手起る）夫故に私共は此案を時の政府の如何に拘らず、苟も政策の上に於て是とする所のものは私共は贊成するのであります、是を是とし非を非とする所の政友會の諸君は、どうか之に御贊成を願ひたいのであります（「贊成」「非を非とするよ」と呼ふ者あり）夫から私共は財政計畫に付て財源に困りはせぬかと云ふことでありましたが、先刻大口君の說明に於て略々其要領を申上げましたが、決して窮しませぬのであります、私共の減債基金を此際に減すと云ふ事は今日のやうな場合に於てこそ先づ第一に減債基金を以て之を支辨し、尙ほ足らぬ部分は財政計畫に十分の緊縮を加へて、而して後に增税計畫に移る事が順であらうと思ひますから、之を一番早く節減を致しまして、さうして此財源に充てると云ふ方針を執つて居ります、其他財政計畫に於きましては、既に政府は收入を過少に見積ると云ふ癖がありますから、此際にはさう云ふ惡習慣を改めて、さうして國庫剩餘金などを多く置いて、而して曾て夫を惡いと言つて叫んだ所の大隈內閣のやうに、之を濫費しないやうに致して欲しい、斯う云ふ希望であります。

○岩崎勳君　討論終結の動議を提出致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　討論終結の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がないと認めます、仍て討論は終結致しました――是より採決の方法を一順申して置きます、唯今討論は日程第一より第十三までを一括して議題と致しましたが、決は各案に就て一々之を議場に諮る積りであります、而して最後の日程の十二及十三の兩案に付きましては、記名投票を以て採決あらんことを望む、右議院規則第百二十七條に據て定期の數を備へて要求があります、此事も申して置きます。

〔「異議なし」「そんな必要なし」「必要あり」「異議あり」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　異議があれば正式に……

〔「男らしく」と呼ふ者あり〕

○岩崎勳君　採決の方法に付きまして――日程十二十三の採決の場合に際しまして、院議を以て決せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　豫め御承知の爲に申して置いたのでありますから、軈て其時に御諮りを致します――日程第一酒造税法中改正法律案の第二讀會を開くや否やを諮ります、第二讀會を開くべしと云ふ諸君の起立を求めます。

〔「今一應御宣告を願ひます」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　酒造税法中改正法律案の第二讀會を開くべしと云ふ諸君の起立を求めます。

起立者　多數

○議長(大岡育造君)　多數、二讀會を開くことに決しました。

○岩崎勳君　直ちに本案の二讀會を開き三讀會を省略して委員長報告の通り、即ち委員會修正の通り可決確定せられんことを希望致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議かなければ直ちに第二讀會を開きます、議案全部を議題と致します。

酒造税法中改正法律案　第二讀會（確定議）

○議長(大岡育造君)　御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長(大岡育造君)　別に御異議が無ければ本案三讀會を省略し一讀會に於ける委員長報告の通可決確定せられたる事を宣告致します（拍手する者あり）――日程第二、酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案の第二讀會を開くべしと云ふ諸君の起立を求めます。

起立者　多數

○議長(大岡育造君)　多數、第二讀會を開くことに決しました。

○岩崎勳君　直に本案の二讀會を開き三讀會を省略して委員長報告通り即ち原案の通り可決確定せられんことを御希望致します。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ直ちに本案の二讀會を開きます。

酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案　第

二讀會(確定議)

〔「異議なし」の聲起る〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ議案全部を議題に供し、委員長報告通り可決確定せることを宣告致します(拍手する者あり)――日程第三、麥酒税法中改正法律案第二讀會を開くことに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がないと認めます。

○岩崎勲君 直ちに本案の二讀會を開き三讀會を省略して委員長報告の通り即ち原案の通り可決確定せられんことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか、直ちに二讀會を開きます。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

麥酒税法中改正法律案　第二讀會(確定議)

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 議案全部を議題とします、御發議もありませぬから本案は岩崎君發議の通り可決確定せられたることを宣告いたします、(拍手する者あり)日程第四、所得税法中改正法律案第二讀會を開くべしと云ふ諸君の起立を求めます。

起立者　多數

○議長(大岡育造君) 多數、第二讀會を開くことに決しました。

○岩崎勲君 直に本案の二讀會を開き三讀會を省略して委員長報告の通り即ち委員會修正の通り可決確定せられむことを希望致します。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議がないものと認めます、即ち直ちに第二讀會を開きます。

所得税法中改正法律案　第二讀會(確定議)

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長(大岡育造君) 他に御發議もありませぬから議案全部三讀會を省略して岩崎君發議の通り可決確定したることを宣告致します、(拍手する者あり)――日程第五、戰時利得税法案第二讀會を開くべしと云ふ諸君の起立を求めます。

總員起立

○議長(大岡育造君) 滿場一致を以て第二讀會を開くことに決しました。

○岩崎勲君 本案も亦直ちに第二讀會を開き第三讀會を省略して委員長報告の通り即ち委員會の修正の通り可決確定せられんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議なきものと認めます、直ちに第二讀會を開き議案全部を議題とします。

戰時利得税法案　第二讀會(確定議)

○議長(大岡育造君) 他に御發議もありませぬから三讀會を省略し岩崎君發議の通り全部可決確定したることを宣告致します(拍手起る)次は日程第六、郵便法中改正法律案、本案に對し第二讀會を開くべしと云ふ諸君の起立を求めます。

〔「滿場反對」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 起立者を認めませぬ、仍て否決――次は日程第七、清涼飲料税法案、本案に對し第二讀會を開くべしと云ふ諸君の起立を求めます。

〔「反對」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 本案に付て一人の贊成者もありませぬ、仍て否決――日程第八、自家用醤油税法中改正法律案、本案第二讀會を開くべしと云ふ諸君の起立を求めます。

〔「反對」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 起立者無きを以て否決――日程第九、砂糖消費税法中改正法律案、本案に對し第二讀會を開くべしと云ふ諸君の起立を求めます。

〔「反對」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 起立者なきを以て否決致します――日程第十、輸出菓子糖果原料砂糖戻税法中改正法律案、本案に對し第二讀會を開くべしと云ふ諸君の起立を求めます。

〔「反對」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 起立なきを以て否決――日程第十一、織物消費税法中改正法律案、本案第二讀會を開くべしと云ふ諸君の起立を求めます。

〔「反對」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 起立者無きを以て否決――次は日程第十二、石油消費税法廢止法律案、日程第十三、通行税法廢止法律案、此二案に付ては可否を記名投票に求むると云ふ要求があります。

〔「反對」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 反對ならば別に申出がありたい、記名にするか……

○岩崎勲君 他の諸案と同様に矢張起立を以て決せられん事を望みます。

〔「贊成」「反對」の聲起る」

○議長(大岡育造君) 御異議があれば議場に諮ります。

○野添宗三君 それに關して異議があります。

〔「起立々々」「反對々々」の聲起り議場騷然〕

○議長(大岡育造君) 靜肅に――靜肅に。

○野添宗三君 衆議院規則第百二十七條「議長必要ト認ムルトキ又ハ議員二十人以上ノ要求アルトキハ起立ノ方法ヲ用ヰスシテ記名又ハ無名投票ヲ以テ表決ヲ爲サムヘシ」と云ふ明文があります、而して本員等は此の明文に基いて記名投票を以て採決あらんことを要求致して居るのでありますから、此場合に於て當然此規則に基いて記名投票を以て採決あらんことを望みます。

○廣岡宇一郎君 議長。

○議長 大岡育造君) 廣岡君。

○廣岡宇一郎君 本員は無記名投票に依て決せられんことを望みます。

〔「贊成々々」の聲起る〕

○議長(大岡育造君) 無記名ですか。

○廣岡宇一郎君 無記名投票を以て決せられんことの動議を提出致します。

○議長(大岡育造君) 岩崎君のは起立であつたと思ひますが。

○岩崎勲君 私は起立を以て決すると云ふ動議を撤回を致します、而して廣岡君の動議に付て御採決を願ひます。

○議長(大岡育造君) 今記名と無記名と兩方の希望の申出があります、仍て之を記名にするか、無記名にするかを議場に諮ります。

〔「異議あり異議あり」「採決々々」と呼ふ者あり議場騷然〕

○議長(大岡育造君) 靜肅に願ひます――靜肅に願ひます。

○野添宗三君 請求を致してあることを議長は議場に御宣告になつたのであります、然らば此宣告に基いて記名投票に依て決せられるのが當然である(「ひや〳〵」「それが規則なり」と呼ふ者あり)左樣に宣告を爲さつた以後に於て、無記名投票を以て採決を望むと云ふ請求があつたのでありますが、既に時機が遲れて居る請求である。

〔「其通り」と呼ふ者あり議場騷然〕

○議長(大岡育造君) 今一應……

○野添宗三君 始め議長が宣告せられた當時に於て記名投票を以て採決を求むると云ふ請求と、無記名投票を以て採決を求むると云ふ所の請求と、並び存して居りましたならば、或は其兩者の中の何れを採るかと云ふことは、議長が議場に御諮りになるのも宜いのである、併ながら唯今の場合は記名投票を以て採決を求むると云ふ單獨なる希望であつて、それを議長が一應宣告になつたのであります、然らば此單獨なる請求に基いて記名投票を以て採決せらるることが相當であると本員は信ずるのであります。

〔「反對々々」「のう〳〵」と呼ふ者あり議場騷然〕

○議長(大岡育造君) 暫く御待ちなさい、議長は先刻一般に此決の採り方に付て御注意の爲に宣言を致して置きました、其際に此の日程十二と十三に付ては斯樣な申出があります、其場合には別に諮ふことになるのでありますが、豫め紹介致すと云ふことを申して置きました(「其通り」と呼ふ者あり)其時が唯今到着したのでありますから、別段の方法を以て御諮りした譯ではない、即ち國民黨の諸君の記名投票の希望と、廣岡君の無記名投票の希望との二つが出たのでありますから、之を議場に諮るのでありますす(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)記名投票を用ゆべしと云ふ諸君の起立を求めます。

起立者　少數

○議長(大岡育造君) 少數であります、仍て……

〔「異議あり異議あり」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 異議がありますれば無記名投票を用ゆべしと云ふ諸君の起立を求めます。

起立者　多數

○議長(大岡育造君) 大多數であります、仍て無記名投票を用ゆることになりました、無記名投票を以

て採決致します……是より無記名投票を用ゐます、而して日程の第十二十三の兩案に付てであります、第二讀會を開くべしと云ふ諸君は白球を投ずる、開くべからずと云ふ諸君は黑球を投ずる事であります尙ほ必ず名刺を御持參になることを希望致します――閉鎖――氏名點呼。

〔書記氏名を點呼す〕

○議長(大岡育造君)　諸君、最早時間が切迫致しました、此投票の結果を報告するまで時間を延長致します――投票漏はありませぬか。

〔「無し」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　投票漏はないと認めます――開鎖――開匣を命じます――投票の結果に就て御諸りを申すことがあります、それは名刺の數よりも投票の數が一顆多いのであります(「やり直し〳〵」と呼ふ者あり)從來の慣例に依りますると、それが勝敗の結果に影響せざる場合には敢て咎めぬことになつて居ります、有効になつて居ります、其例を用ゐたいと思ひますが御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　多數に依てさう決しました、投票の結果を書記官長より報告致します。

〔寺田書記官長朗讀〕

投票總數　三百五十二
　白球可とする者　九十六
　黑球否とする者　二百五十六

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君)　仍て此兩案は二讀會を開くべからずと決しました即ち否決されました。

〔拍手起る〕

本案に對し投票したる議員の氏名左の如し

磯部尙君　井坂光暉君
今井今助君　磯野敬君
岩崎勳君　井上敬之助君
岩崎總十郎君　石射文五郎君
伊東重君　池田龜治君
井上角五郎君　一宮房治郎君
井島義雄君　鳩山一郎君
秦豐助君　生原忠右衛門君
八田宗吉君　原敬君
林毅陸君　原田十衛君
萩亮君　林爲良君

西村正則君　西村[illegible]禮君
堀切善兵衛君　戸狩權之助君
戸水寬人君　友枝梅次郎君
床次竹二郎君　陣軍吉君
長田桃藏君　小山田信藏君
尾見濱五郎君　小山溫君
奥村三樹之助君　小川平吉君
大石五郎君　奥田龜造君
小川藏次郎君　岡崎邦輔君
奥田榮之進君　若尾幾造君
渡邊陳平君　渡邊祐策君
粕谷義三君　河上哲太君
川原茂輔君　神川長久君
吉植庄一郎君　横田千之助君
米田穰君　吉原正隆君
田邊熊一君　高橋光威君
高鳥順作君　田村順之助君
瀧正雄君　高橋嘉太郎君
高橋辰二君　田中隆三君
高橋本吉君　高見之通君
坪田十衛君　土谷全次君
土屋淸三郎君　頭本元貞君
恒松隆慶君　根本正君
中倉萬次郎君　中村喜平君
鳴海文四郎君　中橋德五郎君
中村啓次郎君　成田榮信君
中野寅次郎君　南里琢一君
長峰與一君　中西六三郎君
村野常右衛門君　武藤金吉君
漆昌巖君　鵜澤總明君
上野松次郎君　牛田唯一君
上埜安太郎君　則元由庸君
野村治三郎君　野田卯太郎君
工藤善助君　工藤吉次君
工藤卓爾君　熊谷直太君
熊谷五右衛門君　藏内次郎作君
山本悌二郎君　八木逸郎君
柳原九兵衛君　山内範造君
山口恒太郎君　前田米藏君
牧山耕藏君　丸山豐治郎君
丸山嵯峨一郎君　松浦五兵衛君
松田源治君　氣賀勘重君

福井三郎君　古谷久綱君
藤野正年君　小久保喜七君
小林源藏君　兒玉亮太郎君
兒玉好熊君　遠藤良吉君
江藤哲藏君　寺田省歸君
秋本喜七君　赤尾彦作君
秋山金也君　天春文衛君
阿部德三郎君　阿部武智雄君
赤間嘉之吉君　東武君
指田義雄君　齋藤安雄君
齋藤珪次君　齋藤壽雄君
佐々木文一君　澤來太郎君
齋藤紀一君　榊田淸兵衛君
木村政次郎君　三輪市太郎君
南澤宇忠治君　三土忠造君
清水市太郎君　島田俊雄君
白石直治君　志々目藤彦君
廣岡宇一郎君　西田鋭吉君
廣瀬鎭之君　百瀬淸治君
望月圭介君　毛利保太郎君
森田正路君　元田肇君
關矢儀八郎君　清崟太郎君
鈴木錠藏君　諏訪部庄左衛門君
菅野傳右衛門君　隅田豐吉君
井原百介君　井島茂作君
磯貝浩君　今村七平君
石田孝吉君　井戸文四郎君
石川又八君　井原喜代太郎君
岩佐善太郎君　原脩次郎君
半谷淸壽君　早速整爾君
西英太郎君　本田恒之君
本間三郎君　富田幸次郎君
大森與三次君　大竹貫一君
大津淳一郎君　尾崎行雄君
岡部次郎君　小山東助君
奥田柳藏君　片岡直溫君
川崎安之助君　片木政治郎君
唐端淸太郎君　加藤政之助君
河野正義君　川村惇君
川崎克君　河西豐太郎君
河野廣中君　川村精之君
加治壽衛吉君　河波荒次郎君

横山勝太郎君　横田孝史君
横山金太郎君　頼母木桂吉君
高木正年君　田中萬逸君
竹村良貞君　高田耘平君
田中善立君　武市彰一君
武富時敏君　添田飛雄太郎君
永田吉右衛門君　紫安新九郎君
村松龜一郎君　鵜澤宇八君
上村耕作君　上島長久君
臼田久内君　野村嘉六君
黑須龍太郎君　久須美東馬君
山口俊一君　山田正年君
山道襄一君　山田珠一君
正木照藏君　牧口義矩君
松岡勝太郎君　町田忠治君
古屋慶隆君　降旗元太郎君
藤澤幾之輔君　小泉又次郎君
小寺謙吉君　小林嘉平治君
小山松壽君　小西和君
小池仁郎君　護得久朝惟君
綾部惣兵衛君　淺野順平君
荒川五郎君　安達謙藏君
齋藤隆夫君　櫻井庄平君
柵瀬軍之佐君　櫻井兵五郎君
佐々木正藏君　菊池良一君
行德健男君　三木武吉君
箕浦勝人君　島田三郎君
下岡忠治君　柴四朗君
樋口秀雄君　平島松尾君
平山岩彦君　森田茂君
森秀次君　望月小太郎君
關和知君　仙石貢君
鈴木久次郎君　鈴置倉次郎君
杉山東太郎君　鈴木富士彌君
伊東知也君　犬養毅君
犬飼源太郎君　濱田國松君
西村丹治郎君　堀川美哉君
土井權大君　大口喜六君
大堀孝君　大内暢三君
渡邊昭君　神谷卓男君
川口木七郎君　柏原文太郎君
高木益太郎君　高松正道君

中川幸太郎君　中山梅治郎君
植原悅二郎君　野添宗三君
野口孝治君　牧野鐵九郎君
前川虎造君　藤井善助君
古島一雄君　近藤達兒君
小橋藻三衞君　有森新吉君
湯淺凡平君　白河次郎君
望月長夫君　關直彥君
鈴木梅四郎君　石川玄三君
飯田精一君　林平四郎君
堀尾茂助君　富島暢夫君
小川鄉太郎君　大林森次郎君
尾崎敬義君　若尾璋八君
金杉英五郎君　金澤仁作君
河野徹志君　河崎助太郎君
我如古樂一郎君　吉村鐵之助君
横井藤四郎君　吉田中君
吉田三郎右衞門君　津田毅一君
佃安之丞君　津末良介君
中川隣之輔君　中村靜興君
上田彌兵衞君　山根正次君
松本剛吉君　松本誠之君
松井文太郎君　松島肇君
松田三德君　松永安左衞門君
松浦與三郎君　福田辰五郎君
古川清君　小鹽八郎右衞門君
兒玉右二君　越山太刀三郎君
近藤慶一君　秋田寅之介君
秋田清君　坂本金彌君
佐々木平次郎君　北田豐三郎君
北井波治目君　木下謙次郎君
美[illegible]彥君　平田健太郎君
肥田景之君　森本是一郎君
今井嘉幸君　石原正太郎君
橋本太吉君　花井卓藏君
小川寅六君　尾崎元次郎君
押川方義君　吉田羊治郎君
臼井哲夫君　赤木龜一君
關原彌果君

〇議長（大岡育造君）　今日は之を以て日程を議了致しましたから、散會を致します。

午後六時七分散會

〇大正七年二月九日（土曜日）
午後一時十七分開議

議事日程　第八號

第一　巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）　**第一讀會**
第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第三　大正六年勅令第二百二號（承諾を求むる件）（貴族院送付）
第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第五　臨時國庫證券法中改正法律案（政府提出）　**第一讀會の續**（委員長報告）
第六　貨幣法中改正法律案（政府提出）　**第一讀會の續**（委員長報告）
第七　登錄稅法中改正法律案（政府提出）　**第一讀會の續**（委員長報告）
第八　東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案（政府提出）　**第一讀會の續**（委員長報告）
第九　帝國大學特別會計法中改正法律案（政府提出）　**第一讀會の續**（委員長報告）

〇議長（大岡育造君）　諸般の報告を致します。

［書記朗讀］

一政府より提出せられたる議案左の如し
大正七年度歲入歲出總豫算大正七年度各特別會計歲入歲出豫算及大正七年度歲入歲出總豫算追加第一號中修正案
地種變更免租年期に關する法律案
一貴族院より受領したる政府提出案左の如し
徵兵令中改正法律案
舊韓國貨幣の處分に關する法律案
一議員より提出せられたる議案左の如し
鐵道建設に關する建議案
提出者　根本正君　石射文五郎君
　高岡唯一郎君　堀切善兵衞君
　鈴木錠藏君　八田宗吉君
爆發物取締罰則廢止法律案
提出者　磯部尙君　松田源治君
　野村嘉六君　鈴木富士彌君
　高木益太郎君　岩崎勳君
警察官年功加俸令制定に關する建議案
提出者　松本誠之君
一議員より提出せられたる質問主意書左の如し
馬匹獎勵に關する質問主意書
提出者　八田宗吉君
東三省に於ける排日行動に關する質問主意書
提出者　伊東知也君
［左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に揭載す］
一去七日遠洋漁業獎勵法中改正法律案委員高戶郁三君辭任に付其補闕として小橋藻三衞君を、鐵道敷設法中改正法律案外一件委員遠藤良吉君辭任に付其補闕として佐々木文一君を又去八日鐵道敷設法中改正法律案外一件委員松岡勝太郎君辭任に付其補闕として永田吉右衞門君を議長に於て選定せり

議事の進行に關する件

〇高松正道君　議事の進行に付て一言したいと思ひます。
〇議長（大岡育造君）　未だ會を開きませぬ――是より會議を開きます高松君。
〇高松正道君。　本員は一昨日の議場に於ける採決に付て議長に對して御尋したいと思ふのであります（「登壇々々」と呼ふ者あり）極く簡單であります議院規則第百二十七條に依りまして吾々は日程第十二及十三の採決は記名投票を以てせられんことを要求して居つたのであります、而して此事柄は既に大岡議長より採決の始めに當りまして御宣告になつたのであります、即ち日程第十二及十三の兩案に於きましては、記名投票を以て採決あらむことを望む、右議院規則第百二十七條に依て規定の數を備へて要求があります、此事を申して置きますと云ふ御宣告があつたのであります、此百二十七條の規定を見ますれば、議員二十名以上の要求のあるときには、記名又は無記名投票を以て表決する事が出來ると云ふ即ち要求に依て其事柄が決するのであります、然るに愈々十二十三の日程の採決に入らんとする時に於て、廣岡君よりそれに對して無記名投票の御動議があつたやうであります、此吾々の記名の要求と云ふことは、成規の手續を履んで既に確定的のものである、之に對して廣岡君の動議と云ふものを、對等に之を扱ふと云ふことは、既にもう百二十七條に違反した方法だと私は信じて居ります、併し之を一歩を讓ると致しましても、議長は無記名にするか、即ち廣岡君の說にするか、或は野添君の說にするかと云ふ事に付きまして議場に御諮りになつた、即ち（「分らぬ〳〵」と呼ふ者あり）記名投票に依る者の起立を御問ひになりました時に於きまして、吾々は此採決に異議を唱へたのであります然る時に於て議長は再び此無記名投票に對する所の起立を問はれたのであります吾々は之に向ひましても異議を申立てたのであります然らば議院規則第百二十六條に依りまして議長は當然此記名にするや無記名にするやと云ふことを決する爲め氏名點呼の方法を採られるのが至當と考へるのであります然るに速記錄を讀んで見ますると直ちに第二讀會に入る所の表決の方法を採られたと云ふことは、其間に一の手續が拔けて居ると私は信ずるのであります、此點に付きまして議長の辯明を望むのであります。
〇議長（大岡育造君）　唯今の議事進行に關する御尋は、當日野添君に對して既に議長は辯明を致しました、是で御了承になつて居ること丶思ひます、即ち一應議事の採決の順序を豫告致したのであります、其場合に岩崎君より十二及十三のことは、其問題の所で更にと云ふ希望があつて、貴方の御讀みになつた速記錄の次を御覽になれば、それが出て居る筈であります、而して最後に異議の申立に付ての件は、總て議場に於ける異議の採決の如きは、其瞬間を經過したるときには議場に於て認可せられたのと見るより外に仕方はないのであります、左樣御了承を願ひます――日程第一、巡査看守退隱料及……（前川虎造君「議長々々」と呼ふ）遺族扶助料法中改正法律案の第一讀會を開きます。
〇前川虎造君　議長――議長議事の進行に付て一寸申上げます。
〇議長（大岡育造君）　既に宣告を致しました、又の機會に願ひます。
〇前川虎造君　私の……
〇議長（大岡育造君）　私の宣告中に御發言になつたのであります。
〇前川虎造君　いや違ひます、私は……
〇高松正道君　此間に幾らかの餘地を存するのが當然議長の德義だらうと思ひます。
〇議長（大岡育造君）　德義の問題は後に願ひます、唯今宣告致しました。
〇高松正道君　議長には德義は無いですか。

〇議長(大岡育造君) 無禮なことを仰しやるな無いとはどう云ふ譯ですか。

〔「徽罰々々」「默れ」と呼ぶ者あり〕

〇議長(大岡育造君) どうぞ言論を御愼みなさい……第一讀會を開きました。

第一 巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

巡査看守退隱料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス

第二十六條中「警視廳消防手」ヲ「判任官ノ待遇ヲ受クル消防手」ニ改ム

附 則

本法ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〇國務大臣(男爵後藤新平君) 議長。

〇議長(大岡育造君) 後藤内務大臣。

〔國務大臣男爵後藤新平君登壇〕

〇國務大臣(男爵後藤新平君) 唯今茲に提出になりました巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案是は洵に單簡なものでありまして、今日迄は警視廳の消防手丈けに與へられた所の恩典を消防の改善と共に他の地方に及ぼしたいと云ふ意義であります又殊に大阪に於ては改善の効を全う致して居りまするから第二十六條中に「警視廳消防手」とありまするのを「判任官ノ待遇ヲ受クル消防手」と改めまして其待遇を大阪消防手にも及ぼすやうに致し又他の地方にも改善を加へましたならば之を及ぼすやうにしたいと云ふ提案であります御審議の上協贊を與へられむことを希望致します。

〇議長(大岡育造君) 別に御質問がなければ日程第二、委員の選擧を議題と致します。

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

〇岩崎勳君 議長。

〇議長(大岡育造君) 岩崎君。

〇岩崎勳君 本案委員の數を九名とし議長に於て指名せられむことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

〇議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はないものと認めます、仍て本案は議長指名九名の委員に付託するに決しました——日程第三、大正六年勅令第二百二號承諾を求むるの件を議題と致します。

第三 大正六年勅令第二百二號(承諾を求むる件)(貴族院送付)

大正六年勅令第二百二號

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ小額紙幣發行ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

大正六年十月二十九日

内閣總理大臣	伯爵寺内正毅
内務大臣	男爵後藤新平
海軍大臣	加藤友三郎
陸軍大臣	大島健一
外務大臣	法學博士子爵本野一郎
司法大臣	松室致
文部大臣	岡田良平
遞信大臣	男爵田健治郎
農商務大臣	仲小路廉
大藏大臣	勝田主計

勅令第二百二號

第一條 政府ハ補助銀貨ニ代用スル爲臨時必要ニ隨ヒ五十錢、二十錢及十錢ノ小額紙幣ヲ發行スルコトヲ得

第二條 政府ハ小額紙幣發行高ニ對シ同額ノ通貨ヲ以テ其ノ引換準備ニ充テ日本銀行ヲシテ之ヲ保管セシム

第三條 小額紙幣ハ十圓迄ヲ限リ法貨トシテ通用ス

第四條 小額紙幣ハ通貨ヲ以テ之ヲ引換フ

小額紙幣ハ日本銀行本支店ニ於テ之ヲ引換フヘシ但シ五圓ニ滿タサル端數ハ引換通貨ノ到達スヘキ時間引換ヲ延期スルコトヲ得

第五條 小額紙幣ノ形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 小額紙幣ノ發行、銷却及損傷紙幣ノ引換ニ關スル規定ハ主務大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

小額紙幣ハ講和條約調印ノ日ヨリ一年ヲ經過シタル後ハ之ヲ發行セス

〇國務大臣(勝田主計君) 議長。

〇議長(大岡育造君) 勝田大藏大臣。

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

〇國務大臣(勝田主計君) 唯今の議題となつて居りまする件は、小額紙幣の發行の件であります、御承知の通りに今日時局の影響に依りまして、補助貨の需要が非常に多いのであります、而して一面造幣局の工程に於きまして其需要を供給し得る丈の補助貨を造ることが出來ませぬので、殊に昨年に在りましては、此年末と云ふ決算期を控へて居りまするやうな關係上からして、至急に此補助貨の供給を致さなければならぬと云ふ必要を感じましたので、それ故に五十錢、二十錢、十錢と云ふ小紙幣を造ることに致しまして、此事を憲法の條項に依りまして、緊急勅令と致しまして發行を致しましたのであります、御承知の通りに此等の小紙幣は永久に發行する積りでは御座いませぬので、即ち平和克復後一年以後は發行を致さないと云ふことに致して居ります、又此紙幣の準備に付きましては、全額準備を致しまして、通貨を以て之に充つると云ふことに致して居ります次第でございます、右樣の次第でありまするからしてどうか御審議の上に承諾を與へられむことを、偏に希望致します。

〇議長(大岡育造君) 日程第四……

〇法學博士鵜澤總明君 議長。

〇議長(大岡育造君) 鵜澤總明君。

〇法學博士鵜澤總明君 此間に戰時船舶管理令の特別委員會を開きたいと思ひますが、許可を願ひます

〇議長(大岡育造君) 一寸此委員を選擧した後に諮ります、日程第四の委員選擧を議題と致します。

第四 右議案審査を付託すへき委員の選擧

〇岩崎勳君 議長。

〇議長(大岡育造君) 岩崎君。

〇岩崎勳君 委員の數を九名とし議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「贊成々々」の聲起る〕

〇議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はないものと認ます、依て本案は議長指名九名の委員に付託することに決しました——唯今より戰時船舶管理令の委員會を開きたいと云ふ希望があります、之を許して差支ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

〇議長(大岡育造君) 尙は豫算委員長より、是より豫算委員總會を開きたいと云ふ希望がありました。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

〇議長(大岡育造君) 異議がございませぬから各々其の委員會を開かれむことを希望します、日程第五臨時國庫證券法中改正法律案、第一讀會の續を開きます、委員長の報告——犬飼源太郎君。

第五 臨時國庫證券法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

〔犬飼源太郎君登壇〕

〇犬飼源太郎君 私は茲に臨時國庫證券法中改正法律案、委員會の經過を報告致します、本案改正の要點は極めて簡單であります、臨時國庫證券發行の最高額二億圓とありまするのを五億圓と改める、是が改正の要點であります、此法律は輸出爲替資金の疏通を圖り、而して聯合國に對する輸出軍需品代金の決濟を便にすると云ふ精神で、昨年の臨時議會に於て制定されました法律であります、政府は此法律を實際に適用します上に於て、此目的を以ちまして、既に二億圓の債券を發行されて居ります、併ながら此二億圓の證券は爲替資金の方に振向けることが出來ずして、單に輸出軍需品代金決濟の方に總て振向けられて居ります、而も尙ほ今日に於きまして約一億九千萬のものが代金未濟となつて居ります、之を決濟し、而して一面に於ては輸出爲替資金の調節を圖ります目的を以ちまして、二億圓の限度を五億圓にすると云ふが政府の說明であります、委員會と致しましては之が爲に産業資金の壓迫を來し、産業發達に阻碍を來しはせぬかと云ふ點に付きまして、考慮を致しました、政府と致しまして——大藏大臣と致しては、其點に對しては十分に注意を拂ひ、十分留意すると云ふの言明を得ましたのであります、仍て委員會は滿場一致を以ちまして本案を可決することに決議になりました、此段を御報告申上げます(拍手起る)

〇議長(大岡育造君) 本案の第二讀會を開くや否やを諮ります——第二讀會を開くに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〇議長(大岡育造君) 異議なしと認めます、本案は第二讀會を開くに決しました。

〇岩崎勳君 直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告の通り可決確定せられむことを希望致します。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 異議なしと認めます、仍て直ちに第二讀會を開きます。

臨時國庫證券法中改正法律案　第二讀會

(確定議)

○議長(大岡育造君) 御異議はないと認めます、三讀會を省略して可決確定するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ、三讀會を省略して可決確定したることを宣言致します、日程第六、貨幣法中改正法律案第一讀會の續を開きます

——委員長齋藤安雄君。

第六　貨幣法中改正法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

〔齋藤安雄君登壇〕

〔拍手起る〕

○齋藤安雄君　貨幣法中改正法律案の委員會の經過及結果を御報告致します、本法案は現行貨幣法中の補助銀貨を改鑄しやうと云ふ法案でございます、現在の補助銀貨は其形に於ても、分量に於ても、亦質に於ても、稍々大に過ると云ふ傾きを持つて居りますので、之を改鑄する必要ありと云ふ議論は前々よりあつたのでありますが、殊に昨年九月十月の交に於きましては、時局の影響よりして銀貨は非常な暴騰を致しまして、其最高價格五十五片と云ふやうな程度に達しましたが爲に、現行の銀貨の鑄潰し點は四十三片内外になつて居りますから自然鑄潰し輸出の虞があると云ふ事で、政府は急遽大藏省令を以て鑄潰し及海外輸出禁止の命令を發したと云ふやうな事實もあつたのであります、是等の必要から致しまして、今回は補助銀貨を改鑄致すと云ふことになりまして、其程度は大略分量に於て一三割、質に於て一割併せて四割以内の輕減——減少を致すと云ふことになりましたので、此改鑄案に依りますれば其鑄潰し點は殆ど現今各國の採用し居ります所の六十五六片程度になりますから、將來鑄潰し若くは海外へ輸出の虞は殆ど無くならうと云ふ案でありまして、本案其ものに對しましては、委員會に於きましても何等意見がございませぬ、但し委員會に於きまして昨年九月政府が發布されました鑄潰し及輸出を禁ずると云ふ大藏省令に對しまして、其内容實質に付ては何等意見は無いが、唯々其形式が緊急勅令に屬するものでないか、即ち所有權の制限に屬するものであるから、緊急勅令に據るべきものでないかと云ふ疑問が出たのであります、之に對して政府は民法の所有權の限界と云ふ條項の所に「所有權ハ法令ノ制限内ニ於テ云々」と云ふ規定があるから此規定に據つて或種の制限を加へることは、差支ない考であると云ふ答辯でありました、此問題は法制及法律上の問題としては極めて重大な案であるから、若し此問題に移つて研究致しますれば、中々重大な案になりますが、併し是は全く本案其ものと關係を持つて居りませぬ故に、此問題は他の機會に於ける研究に讓ることに致しまして、本案は滿場一致可決致した次第であります、此段御報告致します。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 本案の第二讀會を開くに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 異議なしと認めます、直ちに二讀會を開くや否やを御諮り致します。

○岩崎勳君　直ちに本案の二讀會を開き三讀會を省略して委員長報告の通り可決確定せられむことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 異議なしと認めます、仍て直ちに本案の第二讀會を開きます。

貨幣法中改正法律案　第二讀會(確定議)

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長(大岡育造君) 三讀會を省略して直ちに可決確定したることを宣告致します、日程第七、登錄稅法中改正法律案の第一讀會の續を開きます、委員長肥田景之君。

第七　登錄稅法中改正法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

〔肥田景之君登壇〕

〔拍手起る〕

○肥田景之君　唯今議題となつて居る登錄稅法中改正法律案の委員會に於ける經過及結果を御報告致します、委員會は例に依り委員長理事の互選を行ひ、而して政府委員の説明を求め、質問討議の上原案通り可決致す事に致しました、此段御報告致します〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 本案の二讀會を開くや否やを御諮りします。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 二讀會を開くことを議題と致します。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 直ちに開くや否やを諮ります

○岩崎勳君　直ちに本案の二讀會を開き三讀會を省略して委員長報告通り可決確定されんことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 直ちに二讀會を開くことに致します。

登錄稅法中改正法律案　第二讀會(確定議)

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長(大岡育造君) 御異議なきを以て三讀會を省略して可決確定したることを宣告致します。

○岩崎勳君　此場合日程變更の緊急動議を提出致します、即ち此處にあります鐵道敷設法中改正法律案並に足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案朝鮮事業公債法中改正法律案、樺太事業公債法案、大正五年法律第四號中改正法律案、軍用自動車補助法案、以上六案に付て直ちに第一讀會の續を開き、委員長の報告を求め且つ審議を續行せられんことを望みます。

〔「「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ此際議事日程を變更して唯今岩崎君の動議の法案の委員長の報告を求めることに致します、鐵道敷設法中改正法律案の第一讀會の續を開きます、委員長床次竹二郎君の報告を求めます、同時に足尾鐵道及有馬輕便鐵道買收に關する法律案の報告を求めます。

鐵道敷設法中改正法律案　第一讀會の續

(委員長報告)

足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案　第一讀會の續(委員長報告)

〔床次竹二郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○床次竹二郎君　御報告を致します、吾々委員に付託になりましたものは鐵道敷設法中改正法律案並に足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案、此二案であります、鐵道敷設法中改正法律案は新たに豫定線に五つの線路を加へ、新たに第一期線としては八つの線路を加へんが爲に此改正を必要とするのであります、其結果線路に延長を加へられたものは四百三十三哩に達するのであります、色々審議の結果此八線路の中四線路に對しては希望を附帶して可決を致し、一つの線路即ち香川縣の觀音寺より德島縣の池田に至る線路、此一線丈は否決致したのであります、希望の事は玆に文書を以て御報告致しますれば第一は「岐阜高山線に對する希望、政府は岐阜高山間の鐵道を開通すると同時に富山高山間を開通すへき計畫を立てられんことを望む」それから其次の希望は「上越線に對する希望、高崎長岡間の鐵道敷設に關し政府は速に群馬縣下沼田より淸水嶺を通過し新潟縣下三俣、田澤、十日町、川口に至る線路の比較調査を遂け之か設計を立てられんことを望む」其次は「陰陽連絡線に對する希望、政府は岡山縣下津山より鳥取縣下智頭に達する鐵道敷設の計畫を立て既設鐵道を利用して速に陰陽連絡の實を擧けられんことを望む」次は「八代川内線に對する希望、熊本縣下八代より鹿兒島縣下川内に至る鐵道の建設に於て政府は川内より起工せらるるの計畫なるも努めて開通を速ならしむる爲八代よりも可成急速に起工せられんことを望む」何れも是は滿場一致で決したのであります、次に觀音寺より池田に至る線路に付きましては、各々贊否の意見があつて　大多數を以て此線路は削除することに決しました、削除の理由並に原案贊成の理由に至りましては、何れ夫々贊否の諸君より御説があることと存じますから、委員長として報告を略しますが、右樣の結果を以て、此一線路に關する部分を削除致した丈で、其他は全部原案通り可決致しました、鐵道買收に關する法律案は、此二鐵道は唯今政府が借上げて經營致して居るのでありますが、借上げて經營を致すよりは、此際

買收致す方が何れの方面から見ても宜しいから、買收したいと云ふのでありまして、滿場一致で可決致しました、以上御報告致します。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君)　一寸此處で委員長の報告に對して、丸山嵯峨一郎君、兒玉右二君、白石直治君、三木武吉君から發言の通告があります、若し本案全體に付てならば此機會に許します、修正に關してならば第二讀會を開いた後に許可することに致すので――丸山君は全體に付てでありますか。

○丸山嵯峨一郎君　主として賛成の演說であります而して他は簡單なる賛成の意思を表明するに止まる――上越鐵道の方が主であります。

○議長(大岡育造君)　全體に付て……

○丸山嵯峨一郎君　詰り全體になります。

○議長(大岡育造君)　それでは丸山嵯峨一郎君。

〔丸山嵯峨一郎君登壇〕

○丸山嵯峨一郎君　私は唯今の委員長の報告に付きまして、全體に付て賛成の意思を表明致します――少し手續を間違つたか知れませぬが、私は委員長の報告に賛成の意見を述べるのでありますが、若しなにならば更に第二讀會のときに述べても宜うございます――唯今手續に缺くる所が無いと云ふことでありますから、私は玆に一應賛成の意見を申述べて置きたいのであります、其中で私の主として述べて置きたいのは、上越鐵道に付ての賛成意見であります是は政府案に詰まり賛成して居るやうな形でありますから、何も差支ないことであります、此上越鐵道の計畫に付きましては、政府に於て高崎よりして長岡迄の鐵道が發案せられてあつて、さうして此上越線を第一期線に繰上げると云ふことの趣旨であります、此案に付きまして私共は原案に賛成した其理由を申上げますれば、政府に於て段々と答辯する所を聽いて見まするに、此上越線と云ふものは決して輕輕しく見て居らぬ所の線である、重要なる我が鐵道計畫の上に於ての幹線であると云ふことを申されてあるのであります、さうして尚ほ其經過地を特に明示しないと云ふ理由は、詰まり未だ確實な調査を遂げて居らぬのである、其線路に種々な關係もあるであらう、又比較的良い線を見出すこともあらうからそれは此案が通過した後に於ても、十分の調査を經て之を選擇することが出來る、斯う云ふやうな御話であるのであります、夫故に私は此線を賛成するに付きまして、詰まり賛成する趣旨を希望條件として諸君の御賛成を願ひたいと云ふやうな譯であつた、それで委員會に於ては其意見は賛成を願ふことが出來たのでありますけれども、本會に於て其意見を賛成を願ふと云ふ趣旨ではない、其理由を以て賛成したと云ふことで、此處で辯明する次第であります、此上越線の中、高崎よりして沼田を經て、さうして此新潟縣の國境に至つて清水越を越えて行く、此處までは政府の辯明を聽きますと、略々政府に於かれましても確定な意見を持つて居られるやうである、それに付ては強いてどの線路をやつて呉れと云ふことは申上げませぬ、唯々此清水越を越えて新潟縣に入つて、其後の經過地と云ふものに注文があるのであつて、幸に吾曹の注文が容れられると云ふことになつたならば、鐵道計畫の上に於ては、非常なる國家に利益のあることと私は信じて、さうして之に賛成をしたやうな次第である、此吾々の希望する所の線路は、即ち此新潟縣下に入つて清水越の大隧道を出ました所か土樽村と云ふ所であります、是からして詰まり岐れるのであります、此土樽村と云ふ所から三俣と云ふ所に參りまして、それから田澤、十日町、川口と云ふ是等の主なる所の町村を經過致してさうして長岡に達する線路であります、是まで豫定線と稱へられた――今日の政府では餘りそれに固執して居られませぬけれども、豫定線と稱へられた、其線路は土樽と云ふ所からして湯澤に入ります、湯澤と云ふ所から六日町、浦佐、堀之内、川口、斯う云ふ順序になつて通過するのである、此線路は唯々南魚沼郡と云ふ一の谿谷を通るのに過ぎないのである、其間は非常なる山脈を以て遮られて居りますから、他に連絡線を求むることが出來ない、連絡地點を見出すことは出來ないのである、若し上越線をして此線路を撰擇せしめたならば、此地方の開發に向つては必ず他に線路を求めて、其必要を充たさなければならぬと云ふことに相成るので、是は鐵道計畫のことに明るい御方ならば、盡く此點に付て御了解になつて居る筈であります、甚だ此谿谷地を通り過ぎると云ふのみでは、鐵道として意味を爲さぬ、意味のある鐵道であつたならば兎も角も、此地方の開發に資する丈のものでなければならぬ、又將來の鐵道計畫に於て非常なる便宜の土地を撰むと云ふことが必要な事である、斯う云ふ私の考である、今私の希望する所の線路に致しますれば、此大隧道を出てさうして中魚沼郡と云ふ所に入る、其中魚沼郡は即ち此新潟縣の詰まり血脈で申しますれば大動脈に當つて居る、信濃川の流域に屬して居るものであります、上流は長野縣に通じて居ります、直接此郡は長野縣の下伊奈、下高井兩郡に通じて居る譯である、さうして此東頸城の此郡の半か悉く此谷に下りて參ります、此流域の方に參るのであります、それでありますから政府に於ても、此地方の開發を決して忽せにして居る譯でない、詰まり鐵道網などを見ますると、信越河東線と云ふのが此信濃川流域の場所に敷かれてあるのであります、けれども是は政府に於て容易に敷設すると云ふやうな見込も無いのであります、是は到底出來ない事であるので、餘程財政に餘裕の出來ない限りは此線路も亦出來ない、斯樣に承つて居ります、それ故に私共は此中魚沼郡に兎に角上越線を出しまして、さうして信越河東線は、さう致しますれば長野縣から入つて田澤と云ふ所で連絡が著くのである、此田澤から長岡迄の間と上越線を以て孰れとも兩線の便を爲すことが出來るのであります、詰まり上越線を南魚沼の谷の中に封じて仕舞つたならば、其結果として河東線を更に長岡迄通ずる必要が生じて來るのであるから、今此線を田澤と云ふ所に出して一本にしたならば、即ち田澤以北の鐵道は一本で二つの線を態々造るに及ばぬことになつて、非常なる鐵道計畫の上に利益があるのであります、而已ならず此田澤と云ふ所から幸に他日此河東線が出來たならば、東京から中央線の連絡が更に近くなつて參ります、左樣な譯であつて、將來の鐵道計畫の上に於ても、非常なる利益のある線とまあ自分では自惚れて申上げる次第である、而已ならず現在に於て――現在に於て此南魚沼の谿谷と中魚沼と云ふ其郡丈の比較を調査して見ますれば、是は豫て諸君にも御願を致しました書面の中にも記載してあります通り、此人口戸數は固よりの事で、遙に中魚沼郡の方が優つて居ります、さうして工業上の關係から申しますれば、一方南魚沼郡の工業の收入が四十九萬圓に對して(「御土産は澤山」「簡單」と呼ふ者あり)中魚沼郡は百五十五萬圓に上り、殆ど百萬圓以上の差があるのであります、此差許りで見ましても、現在の工業上の關係と云ふものは、遙に中魚沼郡が優秀の位地にあるのである、而已ならず此南魚沼郡には、山林鑛山の業と云ふものは餘り發展して居りませぬ、唯々北魚沼郡の一部に於きまして、鑛業に多少着手をして居る所もあり、又山林も大分ありますけれども、南魚沼郡に於きましては誠に寂寞たる所であります、之に反して中魚沼郡は此長野縣の下高井を連ねまして、非常なる鬱蒼たる所の山林を有して居ります、又鑛山を申しますれば鐵銅其他の種々の鑛物に富んで居る所であります、一朝此鐵道が此地方を通過すると云ふことになつたならば、必ず非常なる利益を擧げることが出來るのでありますから、多少の哩數が延びても、縱しや又多少の工費が增加致しました所で、直ちに是等の損失と云ふものは恢復することが出來るのであります私は別に非常なる奇拔な事を申上げる必要は無いのであります、唯々平凡なる比較調査を御話しますれば、鐵道と云ふものが若し必要であると云ふならばどう云ふ所に鐵道を敷かねばならぬ、どう云ふ所を經過せねばならぬと云ふ大體の考が分るであらうと思ふのであります、私の說明して置きたい事は細かにまだ幾らもありますけれども、實は病氣でありまして、其病氣を此鐵道の爲に怺へ〱て委員會に臨んで來たやうな譯、今日も聲を出すことが出來ないやうに相成りました、此衷情を察せられまして、宜しくどうか御賛成を願ひたい。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君)　本案の第二讀會を開くや否やを御諮り申します。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　本案は第二讀會を開くに御異議なきものと認めます、第二讀會を開くことに決します。

○岩崎勲君　先づ鐵道敷設法中改正法律案に付て直ちに第二讀會を開かれんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　直ちに第二讀會を開くに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　異議なしと認めます、直ちに第二讀會を開きます――白石直治君。

鐵道敷設法中改正法律案　第二讀會

〔工學博士白石直治君登壇〕

○工學博士白石直治君　諸君、私は本案中「琴平ヲ

觀音寺ニ改ム」と云ふ方を削除致したい、其修正案に賛成を致して一應理由を述べやうと思ひます、元來四國の議員であつて、四國の鐵道に錢を入れやうと云ふのに反對をするのでありますから、少しく其理由を御聽取を願ひたい、元來此琴平觀音寺と比較になつてあります分は、多度津より琴平を經高知に至り、而して土佐の南岸須崎に出る四國縱貫線と稱するものゝ一部の變更でありますから、其變更に付て考慮致しまするのに、先づ大體此縱貫線に付て考へなければならぬ、縱貫線の根本の目的を外れぬやうに考へて居らねばならぬのであります、四國豫定線の他にもありますけれども、此多度津より――內海の多度津より南岸の須崎に至る線は、其の目的專ら土佐の開發、土佐の運輸交通、而して國防の上から言へば、四國の南岸土佐の海岸と云ふことに付いて定めたるところの縱貫線であります、而して此の線の中、山田池田間と云ふ此土佐に貫通する所の山脈は、從來難工事と稱せられて居る、難工事には相違ございませぬけれども、それは今日に至りまする と種々之に類似の――難工事として程度の類似なるものが續々處々に出來た今日でありまするから、單に難工事として之を等閑に付する譯に行きませぬ、此歷史を言ひますると、運輸交通は無論のこと、國防の上から言つても多年鐵道會議等に於て、參謀本部から此線路の貫通を非常に希望されて居つたのであります、此度の提案は一昨年でございましたか、此七年計畫と云ふものを議する場合がありましたが矢張其七年計畫に基いて居ると言はるゝ所の此度の提案でありますが、其七年計畫を議する當時の鐵道會議等に於ては、參謀本部の方から――陸軍から出た委員より、此池田山田間の縱貫線の一部を是非とも早くやらなければならぬから、七年以內と雖も鐵道會計に餘裕を存したならば、必ず之をやるのであるかと云ふ質問に對して、當局者は是非ともやると云ふ答辯になつて居ります、故に此度は此縱貫線に就て豫算を編成する場合には、私共必ず此從來の歷史のある所の根本の目的たる土佐に拔く所の區間に豫算を振向けると信じて居りましたが、唯今の案は琴平を觀音寺に改むると云ふので、土佐を除外したる部分に於て、第一期線に繰上げる分が出來ましたけれども、土佐に通ずると云ふ分に對して何等豫算の分配がないので、是は私の考では本末緩急を誤つたものである、それ故に此池田觀音寺間の線をやると共に、少くとも池田山田間土佐に通ずる分を豫算に計上せねばならぬ、歷史から考へても左樣に思はれるのであります、此希望條件を以て此度の案を否決致しまして、更に池田觀音寺間を含んだ所の提案をなされむことを強き希望條件として、爰に此修正に賛成する次第であります、是は大體から見たる所の第一の理由が最も修正に賛成する強き理由であります、次には其局部の比較、優劣の比較、池田琴平間を池田觀音寺間に改むと云ふのは、如何なる理由に依て之を改むるかと云ふことに就て、段々委員會に於て研究を致しました、質問もございましたが、法案の唯一の理由は、池田觀音寺間が池田琴平間に比して、工費が廉いと云ふ外に何等理由がありませぬ、線路の比較致しまするのは單に工費のみでございませぬ、それは政府當局に於ても其通りの御解釋であらうと思ふのは、年々此鐵道會議に比較などを示すときには、材料として工費の外に純益の率、或は延長率、勾配曲線等に就て總ての材料を提供することになつて居ります、夫等の工費以外の點に就て例へて言へば、純益の率はどうであるかと云ふと、觀音寺池田間よりか琴平池田間が宜しいことになるそれから延長の率に於ても、池田琴平間が池田觀音寺間より宜しいことになる、此延長率と申す丈では分り兼ねますけれども、要するに此出來上つた所の線路を永久に經營する上に於て、其經費が何方が廉く行けるか、石炭代が何方が廉く行けるかと云ふことは、此延長率から見るのでありますが、其點に於ても從來の琴平池田間の方が、今度改めんと欲する所の池田觀音寺と云ふより宜しいのである、左樣に工費以外の點に於ては、種々從來の琴平池田間の方が優等になつて居ります、で此豫定線と定めたものを變更するには、餘程重大な理由が無ければならぬと思ひますのに、單に工費丈で外の點に於て劣等なるにも拘らず、變更すると云ふのは輕卒であると私は考へる、故に此案の――原案に賛成が出來ませぬで此修正案に賛成する次第であります、他にまだ申上げます事は種々ありますが、元來此鐵道線路の話を圖面なしに申上げる事は甚だ困難であります、要するに委員會に於て詳細述べてありまする、御承知を願ひまするが、概要は右申すやうな次第で、最も強き理由は此縱貫線に手を著けるならば、先づ以て土佐に貫通する方に豫算を向くべし、少くても外の區間と同時に豫算を計上すべしと云ふ意味であります、此委員會に於て總裁の言明する所に據りますれば、鐵道會計は餘程の餘裕があると云ふ、言葉は違ひましても意味は餘裕がある、彈力があるから、追追今出した所の計畫線以外にも附加へると云ふ辯明になつて居ります、それに私は力を得まして益々此修正案に賛成をする、餘裕が有るならば尙更ら以て此池田山田間を豫算に繰上げて――第一期線に繰上ぐべしと云ふ希望であります、元來此圖面を御開きになつても分りますが、今日に至りますると高知縣には國有鐵道と云ふものが一寸もまだございませぬ近來負擔の均衡と云ふ言葉が能くありますが、負擔の均衡は勿論でありますが、其鐵道敷設線等に至つては地方々々に對する支出の均衡も見なければならぬ、高知縣に未だ一寸も鐵道がございませぬ、難工事と雖も政府の從來の御調になつて居る所に依ると先づ一千萬圓に足らぬ錢で是は出來ます、政府の材料に依りますと――而して近來は新領土等に於ては朝鮮に於ても數千萬圓の金を鐵道に費す時代になりました、唯々高知縣が昔から日本國である爲めに閑却されて居るやうな次第であります、どうか諸君、此修正案に賛成されて、支出の權衡を保つやうに致して貰ひたいのであります、而してもう一つの政府の方からの御辯明に據ると、國防と云ふことを言はれる、陸軍は是で宜いと云ふことに同意して居る、斯う云ふのであります、而して此陸軍の方の事情を私は確めて見ますと、要するに土佐に通ずる所の線路が時間を長く要するが、取敢へず先づ善通寺の師團から池田迄早く鐵道の聯絡を得たいと云ふのである、さうして此度の善通寺に變更すれば、其聯絡が速く著くと云ふことに、鐵道院から陸軍に御說明になつて居ると承知しました、如何にも工費が觀音寺の方が廉いのでありますから、工事は樂でありまするが、併しながら之れを成就する歲月はどれ丈掛るかと云ひますと、原案に據りますと觀音寺に改めて而して其の年度割を見ますと大正十年に著手致されて大正十四年に終る、然らば今後此の觀音寺を經て池田に達するのには、約七年を要する、約七年を要すると見れば琴平線と雖も矢張出來上る譯で、琴平線は比較的觀音寺より難工事と雖も其內最も困難なのは二哩五十鎖の隧道があるのみであります、即ち此二哩五十鎖の線路を成工すれば、他は皆是に伴ふて出來上るのであります、此二哩五十鎖の隧道を仕上げるには、今日の學術の進步を以てすれば四五年を要せずして出來上る、觀音寺は七年、故に七年より短い內に金額は別であります、時間で云へば琴平線が早く出來上るのでありますから、琴平線が成工しても陸軍には差支にならぬと云ふことになります右等の理由に據りまして、私は此琴平線を觀音寺に改める、政府の提案の理由は甚だ薄弱であつて、之に賛成を表し兼るのであります、尤も重ねて申上げますが、私の第一の理由は、此鐵道會計に餘裕があれば、四國縱貫說の根本の目的に立戾つて、必ず此池田山田間に第一番か少くも同時に第一期線に繰上ると云ふことを希望條件とする、之を爲す經路として此修正に賛成をして、一旦政府案に反對する次第であります、どうか諸君の御賛成を願ひます（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　兒玉右二君。

〔兒玉右二君登壇〕

○兒玉右二君　私は四國の議員にあらざるが故に、群馬縣の選出員として極く冷靜に此案を判斷して見やうと思ひます、白石君の如き鐵道に關する知識の深い人の言議は、頗る尊重しなければならぬと思ひます、さりながら白石君の御議論は白石君に取つては實に幸福な議論でありまして、若し之を曼陀線に依るも讚入線に依るも、白石君の議論は終に徹底するものと私は判斷するのであります、何となれば吾々にしても池田山田間の線路の開通は、最も急を要せなければならぬと云ふ希望を確實に持つて居るのであります、故に此確實に有する希望の前提として山田池田間に於て其線を通ずるならば、白石君の議論の根抵は是に於て貫徹するものと斷言して宜からうと思ふのであります、私の現に賛成する此原案の賛成には政府も多大なる努力を盡して居りませう、故に私の議論は私自己の努力に依て徹底するものと堅く信じて居ります、又此論點に依て徹底する其所見なるものは、深く國民亦之を諒とするものであらうと信ず、私共此の如き問題に付ては十分冷靜に判斷するが宜からうと思ふ、私は多く言ふ必要は無いから、唯々一言私の所見を述べて見たいと思ひます此表に依りますと、曼陀線は十三哩九十八鎖、川之江線は十五哩四十六鎖、琴平線が十七哩九十七鎖、

此曼陀線の潰れた後に起るべき問題は鹽入線川之江線である、此二線の合計は三十三哩七十鎖、曼陀線を超過すること十九哩九十鎖、其總計の金は一千五十五萬圓、若し諸君、此數に依て行はるゝとするならば、三百八十萬圓の金に對する是は將來の豫想であります、兩線の合計が一千五十五萬圓の金を要する事は、唯々四國の國防に重きを置く、四國の港灣に重きを置くと云ふ四國本位であるならばいざ知らず、今日の日本帝國の如き現狀より云へば、一千萬圓以上の金を四國に投ずると云ふことは、鐵道政策の根本義に於ては無意味であると私は信ずるのであります、私は此點に於て後藤總裁が國家政策の上、又鐵道政策の上に大なる彈力を持つて居ると云はれた事に付て、白石君は之を口實として種々御議論がありますけれども、私は是は唯々四國の一部分に對する鐵道のみに對して云はれたのでなくして日本帝國の鐵道政策に對する彈力を云はれたものと私は信ずるが故に、此の如き議論は若し此根柢より四國の全體を通じて達觀せらるゝならば、高松より德島に行く鐵道が最も急務とすることは、私は此日本帝國の臣民として痛切に感ずるのであります、此鐵道四十哩、其間一千五十五萬圓の金を此三線に掛けるならば、高松德島間の鐵道なるものは僅々六百三十萬圓で出來るのであります、尙ほ四百萬圓の餘裕があると云ふことは、此鐵道に關する私の根本義として深く私は國民として研究しなければならぬ問題と思ひます、此の如きことに於いて私は諸君の御暇を潰す必要はないのであります、本員は鐵道院總裁の明言に依て、而して吾々の論旨は最も公平なる大所高所より通過するものと深く信じて疑はぬのであります。

○議長（大岡育造君）　三木武吉君。

〔三木武吉君登壇〕

○三木武吉君　私は委員長報告通り、即ち修正案に贊成を致す一人でございます、兒玉君は利害關係薄き、冷靜なる御判斷を爲された兒玉君の御意見を拜聽致しましたが、一向主たる問題に觸れて居らないのでございます、之を辯駁するの必要はございませぬから申上げませぬが、要するに此池田から瀨戶內海沿岸に通ずる鐵道が、何の必要に基いて急速に敷設をしなければならぬかと云ふ、此根本問題に思ひを致すならば、高松から德島の鐵道を茲に引合に出すの必要は少しもないことになる、白石君の言はれます通り四國鐵道の貫通、即ち太平洋沿岸から瀨戶內海の間に鐵道を敷設をして、一朝事ある際に四國北岸の兵を土佐沿岸に送り、土佐沿岸の兵を瀨戶內海を通じて、所用の方面に送ると云ふのが軍事上から云ふ非常の場合の必要でございます、又平時の軍事上の必要と致しましては、四國の軍事經營の中心である善通寺と云ふ師團の所在地に、四國の總ての兵を集め、若くは四國の總ての兵を此處を起點として四方に散らすのが目的で此鐵道敷設と云ふものが必要になつて來るのでございます、さうして見ると總て四國の貫通鐵道の必要と云ふものは、軍事上に於て善通寺を中心にしなければならぬ、善通寺と最も短距離の線を取らなければならぬと云ふことは言ふまでもない、此意味から申しますれば、陸軍當局の說明を待たぬでも、常識で以て是は善通寺に近い鐵道を取らなければならぬと云ふことは御分りになつて居らうと思ひます、鐵道の敷設せられた後の營業收益の上から申しますと云ふと、鐵道院の當局者は始めは其鐵道收益に付ては大した差がないと云ふことを言明されて居りますが、本員が材料を以て追究を致しました所が、遂に大差がないどころか、旅客の上に於て倍額の差がある、觀音寺と琴平線との間に於て倍額の差のあることを明言され、貨物に於ては三分の一の差のあることを明言されたのでございます、鐵道は唯線路を敷くのみが目的ではございませぬ、營業收入を得ることが一面の目的である以上は、より多く收入のある方法を執ると云ふことは申すまでもない、而して其利益は琴平線に在つて觀音寺に無いと云ふことで、此修正の通りに贊成しなければならぬと云ふことは、又申すまでもないのでございます、それから建設時期、出來上りの時期の問題でございますが、是は白石君から精しく申されましたが、鐵道院の方では此觀音寺線を一刻も早く架けなければならぬ、陸軍の方に對して一刻も早く敷設してやらなければならぬと云ふやうな、脚下から鳥の立つやうなことを言はれて居るに拘らず、其計畫を見ますと云ふと、どう云ふことになつて居るかと云ふと、今が大正七年であるに拘らず、大正八年には何事も爲さない、大正九年にも何事も爲さない、大正十年にも何事も爲さない、十一年に至つて僅に十萬圓の金を支出をする、三百何十萬圓の中から十萬圓支出する、ほんの一寸頭を出す、此十萬圓は恐らくは土地の買收の費用でございませう、まだ〳〵鐵道を敷くとまで往かない、そこに何事か意味が私は含まれて居りはしないか、今聲を大にし、或時期に於いて一寸著手すると云ふやうな形に見えるが惡く申しますれば多少の政略がそこに含んで居らぬかと云ふ疑を持たなければならぬ、（拍手起る）夫程必要な要るものなら直ぐ御掛りになれば宜い、私共此の政府の原案に對して反對を致しまして、更に眞正の建設を急ぐ、それを愈々完結せんとすることを希望致しても、政府のやうな斯う云ふ緩漫なことは希望致さぬ、直ちに掛れと云ふことを言ふ、急ぐならば直ちに掛れば宜い、何だか急ぎもせぬものを急に出しまして、急ぐやうに云ふて其の實急がぬやうな方法で以て原案を提出すると云ふやうなことは、建設を急ぐに非ずして、急ぐが如く裝ふの必要があつたのであらうと私は思ふ（拍手起る）、費用の點でございますが、鹽入線と曼陀線の間に於いて二百五十萬圓の差がある、僅か十四哩か八哩の鐵道の間に於いて、二百五十萬圓の差があるのであるから賑い方の曼陀線を架するのは當り前であると云ふやうな政府委員の御說明でございます、或は二百五十萬圓と云ふ差があるか分らぬ、併し私はそれを信じない、信じないのには自から根據がある、昨年鐵道院の工務局長に、私共の友人が公の手續を以て此問題に對して其工費の質問を致しました所が、それに對して鐵道院當局の證明された返答があるので御座います、それに依ると琴平池田間十八哩、此費用五百四十萬圓と云ふことを明言されて居ります、今度の此案に對する參考書として出されたる其費用の見積り、琴平線の見積りを見ますと、六百三十七萬九千何ぼと云ふ金額になつて居る、此間約百萬圓の差がある、鐵道院の此新規に示されたる六百三十何萬圓と云ふ此見積を以て鹽入線、琴平線は觀音寺線より二百五十萬圓の差があると云はれるので御座いますか、僅かしか月日の經たぬ、先頃御說明の豫算に依りますと云ふと、五百四十萬圓で御座いますから一百萬圓の差、即ち鹽入線と曼陀線の間に僅か百五十萬圓の差しかないのであります、尤も此質問に對して政府委員は前に示した所の豫算額は物價騰貴を見込んで居らぬから、さう云ふ賑くなつたのであるが、今日は物價騰貴を見込んで居るからそれが百萬圓增すのであると言はれました、そこで私が政府に追窮致しますに、矢張其時に同時に示されました觀音寺池田間、今日の此原案、觀音寺池田間の此費用の豫定が三百七十萬圓となつて居つて、今日餘程增して三百八十萬圓、此間僅に十萬圓しか差がない、それでは前回御示しになつたのと今日御提出になつた案、琴平線は物價が騰貴して、觀音寺線の方は物價が騰貴しませぬかと御尋しましたら、政府は殆ど御困りになつて、觀音寺線の三百七十萬圓と云ふのはそれは觀音寺池田間でない、彼の三十七議會の時で御座いましたか、貴族院で說明した中西を通過する線路、即ち十八哩の線路であるから費用が廉くなつて居る、今日のはそれより中西を通過しないから十四哩になる、故に是が三百七十萬圓で、それは物價の騰貴を見込んで居るのであると、斯う云ふことである、所がそれは僞であつたので、此御示しになつた政府の回答に依ると、中西通過でない、觀音寺池田間十四哩とちやんと書いてある十八哩は嘘だつた、結局政府の言つた事は嘘であると云ふことが分つたのであります、それから御評議の上で御辨當を食べてからの御說明には、それは間違つて居つた、前回示した琴平池田間は物價騰貴を見込んでなかつた、併し同時に出した所の觀音寺池田の方は物價の騰貴を見込んで居つたのである、斯う云ふ御說明でありました、是は何とでも辯明の付く事でありますから、私は追窮は致しませぬが、兎に角政府が成案として議會に提出する此豫算――此法律の改正案は辨當を食ふ前と、辨當を食つた後とに於て、物價騰貴の上り下りが百萬圓の違があるのであります（拍手起る）斯う云ふ案に對して諸君贊成が出來ぬではありませぬか◯故に私共反對をする理由は、政府の調は杜撰である、四國貫通の目的よりしますれば、僅に十四哩か十八哩の鐵道が、政府の方法に依ると觀音寺を經由して善通寺へ參りまするのと、池田より琴平を經由して善通寺に參りまする間に於て、殆ど倍の差がある、私は斯う云ふ杜撰な不徹底な案は、四國貫通の軍事上の目的よりどうしても反對をしなければならぬと斯う信じて居ります、終に澁んで松田君に申上げて置きます、攻擊を致すのでは御座いませぬが、先刻委員會に於て何か此案を種にして、憲政會の御非難を爲されたやうだ、それは御勝手で御座いますが、御非難を受けまするならば

私共の方から申すのが至當で貴方の方から御聞きするのは本末を顚倒して居りはしないかと思ふ(拍手起る)殊に我黨の先輩仙石君が鐵道院總裁の時に請願委員會で此の觀音寺線に贊成の意見を發表せられたと云ふことを御明言になりましたが、私は不幸にして鐵道院總裁が請願委員會に出て辯論をすると云ふことは、議會に無いことゝ思ふ(「のう〳〵」と呼ふ者あり)又私は實地に就て調査を致しました所に依れば、鐵道院總裁として仙石君がさう云ふ事を請願委員會に往つて言明したなどゝ云ふことは、絕對に無いと聞いて居ります(「それは違ふ」「ある〳〵」と呼ぶ者あり)是は御斷り申しまする、それから後藤鐵道院總裁に御希望を申述べまするが、路傍傳ふる所に依りますると、此案が衆議院で修正せられても、貴族院で引繰返して必ず觀音寺方面の御方に滿足を得せしむると云ふやうなことを御明言になつたとやら、ならぬとやら聞傳へて居りまするが、議院の多數の希望を容れることが立憲政治の常道であつて、政府の威信なんど云ふものはどうでも宜いと云ふやうな事が、寺內內閣の所謂憲政の常道とやら申すことで御座いまするが、どうか本案は政友會も憲政會も國民黨も、謂はゞ擧國一致で修正するのでありますから、餘計な御節介をして貴族院をして帝國議會衆議院の怨府たらしむるやうな事は絕對に爲さらぬことを御勸告申上げます(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 他に討論の通告もありませぬ仍て討論は終結したものと認めます、委員長報告に贊成の諸君の起立を求めます。

起立者 多數

○議長(大岡育造君) 大多數で御座います、仍て委員長報告の通りに決しました——他に何か修正はありませぬか——修正の申出もありませぬ、二讀會は全部議了しました。

○岩崎勳君 直ちに本案の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り可決確定せられんことを希望致します

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ直ちに第三讀會を開きます。

鐵道敷設法中改正法律案 第三讀會

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 別に修正の御意見もないやうであります、即ち第三讀會に於きまして、第二讀會決議の通り可決確定致しました、委員長報告の通りに決しました。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君 直ちに足尾鐵道及有馬輕便鐵道買收に關する法律案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して委員長報告の通り可決確定せられんことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 本案に付きましては唯今委員長の報告が出ましたのみでありまして、二讀會を開くことを諮つて居りませぬから、其時に願ひます(笑聲起る)

〔岩崎勳君「間違ひました」と呼ぶ〕

○議長(大岡育造君) 足尾鐵道及有馬輕便鐵道買收に關する法律案第二讀會を開くや否やを諮ります、二讀會を開くに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君 改めて申上げます、直ちに本案の二讀會を開き三讀會を省略して委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案 第二讀會(確定議)

○議長(大岡育造君) 異議なしと認めます、仍て直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告の通り可決確定することに御異議ありませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 異議なしと認めます、仍て本案は委員長報告通り可決確定致しました。

○成田榮信君 議長。

○議長(大岡育造君) 成田君何ですか。

○成田榮信君 遠洋漁業法案の委員會を開きたいと思ひます。

○議長(大岡育造君) 遠洋漁業法案の委員會を開きたいと云ふことでございます、許可して御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、仍て許可せられました——朝鮮事業公債法中改正法律案外一件、之を一括して議題と爲すことに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 異議なしと認めます、兩案を一括して議題と致します——委員長政尾藤吉君。

朝鮮事業公債法中改正法律案 第一讀會の續(委員長報告)(確定議)

樺太事業公債法案 第一讀會の續(委員長報告)(確定議)

〔法學博士政尾藤吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○法學博士政尾藤吉君 吾々委員に付託になりましたのは朝鮮事業公債法中改正法律案と樺太事業公債法案と此二案であります、先づ朝鮮事業公債法中改正法律案から御報告致します、此案は現今の法律に據りますると「九千六百萬圓ヲ限度トシテ事業公債ヲ起スコトヲ得」となつて居りまするのを、此度更に七千二百萬圓を增額致しまして「一億六千八百萬圓ヲ限度トシテ事業公債ヲ起スコトヲ得」と云ふことに改めると云ふのであります、此七千二百萬圓を以て如何なる事業を起すかと申しまするど、之を鐵道の建設と改良と車輛の補充と此三項目の爲に使用したいと云ふのであります、鐵道の建設と申します方からは、元山の附近に永興と云ふ處があります此所から淸津の附近に於きまして淸津から會寧に至ります沿路に於きまして、楡城と云ふ處があります此永興楡城間、所謂咸鏡線と申しますのが、此永興と楡城間の二百八十三哩の鐵道の建設、それからもう一つは鎭海線と申しまして馬山浦に參ります、馬山線の昌原と云ふ處から鎭海灣に出ます所の十三哩の鐵道、もう一つは平壤炭鑛線と申しまして平壤附近の炭坑開發の目的として八哩許りの鐵道を敷設する、此三つの鐵道建設の爲と、それから車輛の補充もう一つは鐵道の改良、それは釜山から京城へ參ります鐵道、京城から義州へ參ります鐵道、此鐵道の改良、是丈の爲に使ひます金と、それから建設の爲めと改良の爲めとに總經費と云ふのがあります、是が全部で七千二百萬圓程になるのであります、委員會に於きましては質問應答を重ねました末、此鐵道建設改良及車輛の補充と云ふ事の必要は十分に委員會に於て認めたのでありますが、從來朝鮮の鐵道工事に於きましては、不正、弊害が行はれて居りますからして、此不正弊害を廓淸する必要があると云ふ事は、各委員に於て一致したる意見であります、此事に付て一言警告を與へたい、それからもう一つは朝鮮に於きまする鐵道は國有鐵道許りに待ちましては、到底朝鮮全體に於て鐵道の普及を圖ることが覺束ない、それであるから政府に對して私設輕便鐵道の類の敷設を許可する方針を採るやうにと云ふ希望を付加へたい、それからもう一つは釜山と下關との間の連絡の改良、殊に貨物輸送に付ての連絡改良を圖る必要があるから、此事に付ても希望を添えて置きたい、是が委員會全體の意見であります、一の警告二の希望を添えまして、政府の原案を滿場一致を以て可決したのであります、其警告は「朝鮮總督府の鐵道建設改良に付ては從來弊害少なからずと認む政府は宜しく廓淸の實績を擧ぐるに努むへし」是か警告であります、希望は「政府は國有鐵道計畫以外に私設輕便鐵道の類の敷設を許可し朝鮮に於ける鐵道の普及を圖られんことを望む」政府は釜山下關間聯絡の改良を圖られんことを望む」此二個の希望であります、之を以て朝鮮事業公債法中改正法律案は政府の原案通り滿場一致を以て可決致しました、樺太事業公債法案は、是は樺太に於ける事業費支辨の爲に五百五十萬圓を限度として、事業公債を起すことを得と云ふ法律案であります、此目的は樺太の大泊の附近に貝塚と云ふ處がありますが、其處から西海岸の本斗眞岡の方に向つて鐵道を敷設する其費用に用ひたいと云ふのが目的であります、是も委員會に於て質問應答を重ねました上、其必要を認めたのでありますが、更に委員會に於きましては此鐵道を延長して、西海岸に於ては久春內、東海岸に於ては敷香、西海岸の久春內東海岸の敷香まで、此鐵道を延長する必要があると云ふことを委員會に於て認めました、之に付て政府に希望を添え之を可決すると云ふことに決定したのであります、其希望は「政府は西海岸に於ては久春內まで、東海岸に於ては敷香までの延長計畫を明年度に於て提案せられんことを望む」と云ふ希望であります、之を以て滿場一致を以て政府の原案通り可決致しました、御報告致します

○岩崎勳君 兩案一括の上讀會の順序を省略して、委員長報告通り可決確定せられん事を希望致します

〔「贊成々々」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議讀會省略に付て御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がないと認めますに依て、兩案共に讀會を省略致します——朝鮮事業公債法中改正法律案は委員長報告通り御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 依て確定致しました——樺太事業公債法案も御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議が無ければ可決確定致しました——日程變更の御希望もあつて定まりました、大正五年法律第四號中改正法律案は、未だ委員會が決定いたしませぬから、日程の中から取除きまして日程の追加、軍用自動車補助法案第一讀會の續を開きます——委員長金澤仁作君。

軍用自動車補助法案 第一讀會の續 (委員長報告)

〔金澤仁作君登壇〕

○金澤仁作君 私は軍用自動車補助法の委員會の經過並に結果を申上げます、本案は軍用に適する自動車の製造及使用を民間に奬勵する爲に、一定の規定に據りまして自動車を製造使用する者に對して相當の補助金を下附するの案でありまして、委員會に於きましては本案は國防計畫上最も必要なる機關といたしまして、何人も其點に於きましては異論はなかつたのでございます、唯戰時に於きまして補充交換をする場合に、自動車の主要の部分の寸尺の一定をする必要ありと云ふ議論が出ましてございます、之に對しましては政府は施行細則に於て、それ等の點を定むると云ふことの言明がありました、それから軍用のために保護自動車を使用いたしまする場合に其補償額は主務大臣之を定むると云ふ規定になつて居りまして、それ等に對して異議を申出る條項等もございませぬ、此等は立法の精神から申しましても個人の權利を侵害するの嫌がございまするので、委員會に於きましては遠洋航路補助法其他の補助法の規定等も參酌いたしまして、此等の條項を修正いたしたいと云ふ必要を認めたのであります、それと補助を受くる者は帝國の臣民に限ると云ふことになつてありまするのですが、會社にいたしまして株主中に外國人が株式を所有いたしました場合には、補助の資格を失ふやうに至るのでございまするが、此等に對しては何等の制裁がないのでございます、假令定款に「株主ハ日本臣民ニ限ル」と云ふ條項を設くることを條件としてありましても、尙ほ本法に於て此等の制裁を加へて置く必要を認めましたのであります、即ちそれ等の二點に對しましては、此法案中修正の必要を認めまして、第八條の第一項の次に左の二項を加へることにいたしました「補償金額ニ對シ不服アル者ハ收用又ハ使用ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以內ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得」「前項ノ出訴ハ自動車ノ收用又ハ使用ヲ停止セス」此一箇條と第十四條中に「主務大臣ハ第十五條乃至第十七條ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者」其「者」の下に「又ハ第二條第一項ニ該當セサルニ至リタル者」丈を加へまするやうに修正意見が出まして、委員會は此修正を全會が其必要を認めましてからに、其他本案も全會一致を以て可決いたしましたやうな次第でございます、尙ほ此修正の事項に對しては、政府に於ても同意をせられましたのでございます、此段御報告を申上げます(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 本案の二讀會を開くや否やを諮ります。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 二讀會を開くことに御異議なしと認めます。

○岩崎勳君 直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告の通り可決確定せられむことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎勳君の動議に御異議はございませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 然らば直ちに第二讀會を開きます。

軍用自動車補助法案 第二讀會(確定議)

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長(大岡育造君) 別に御異議がありませぬから三讀會を省略して可決確定したる事を宣告致します

○岩崎勳君 暫時休憩を願ひたいと存じます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君より暫時休憩の動議があります、御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ……

○伊東知也君 異議があります、どう云ふ理由ですか、其理由を承りたい、理由を承つた上で賛否を決します。

○岩崎勳君 理由を申上げます。

〔「宣告濟みだ」と呼ふ者あり〕

○伊東知也君 理由を聞きたい、理由なしに休憩はいかぬ。

○議長(大岡育造君) 唯今はまだ休憩の宣告を致さぬやうに覺えて居ります。

〔伊東知也君「其通り」と呼ふ〕

○岩崎勳君 然らば動議の理由を申上げます、遠洋漁業法中改正法律案の委員會が唯今終了いたしたさうであります、而して本案は豫算の審議に關係のある議案でありまする故に、此場合緊急動議を以て日程を變更して審議を願ひたいと思つたのであります所が委員長がまだ此議場に見えませぬのでありますからして、暫時御休憩を願ひます中には、委員長が見えられることであらうと信じまして、此動議を出したのであります。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

〔伊東知也君「では贊成します」と呼ふ〕

○議長(大岡育造君) 別に御異議はないと思ひますから、暫時休憩致します。

午後三時八分休憩

午後三時五十九分開議

○議長(大岡育造君) 御着席を願ひます……休憩前に引續き開會いたします。

○岩崎勳君 議長。

○議長(大岡育造君) 岩崎君。

○岩崎勳君 日程變更の緊急動議を提出いたします即ち茲に遠洋漁業奬勵法中改正法律案の第一讀會の續を開き委員長の報告を求め、且つ其審議を續行されんことを希望いたします。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 異議なきものと認めます、依て動議に從つて遠洋漁業奬勵法中改正法律案の一讀會の續を開き委員長の報告を求めます、成田榮信君

遠洋漁業奬勵法中改正法律案 第一讀會の續 (委員長報告)

〔前川虎造君發言を求む〕

○議長(大岡育造君) 一寸時機を失ひましたから暫く後に……

〔成田榮信君登壇〕

○成田榮信君 遠洋漁業奬勵法中改正法律案の委員會の經過及結果を御報告申上げます、政府の提出いたしましたる遠洋漁業法案の主意は、四五點にあるのでございます、小型漁船に依る漁業の奬勵、大型漁船に依る漁業の奬勵、特別の漁業の奬勵、漁業者の利益を增進する所の方法、斯う云ふものが改正する所の要點でございます、之に就て委員會を開きましたこと三回、政府は種々之に就ての意見も述べられ、委員諸君は熱心に此議案に就て種々質問應答があつたのでございます、此目的は頗る時宜に適して居るが、如何に法文が良くとも、運用其人を得なければ、此奬勵の目的を達することが出來ないと云ふ議論が、各方面にあつたのでございます、而已ならず從來政府の水產に對する政策は、多く朝令暮改にして、一定せる大政策がないと云ふやうなる議論も數々ありましたのでございます、殊に水產を奬勵すべき此時局の時でありますから、一層適所適材に人を得て、此根本の發達を圖るやうにするが宜しいと云ふ議論が重なる議論でございます、委員會では左様な議論がありましたが、原案を可決いたすことになりました、全會一致で可決いたしましたが、委員會の意思は此場合であるから、十分に政府に此水產政策の根本を立つるやうにと言ふことが希望條件とは申されませぬが、多數の意見は此處にあつたのでございます、故に農商務大臣には寧ろ激烈なる質問がありまして此時此場合は大に農商務大臣の奮起を促し、人は去つても名は末代であるから、十分に此場合には奮闘を望む、追々內閣の影も薄らぎつゝある今日であるから、十分なる御奮闘を願ふと云ふやうな意味で、此委員會は滿場一致で可決いたしました此段御報告申上げます。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 本案の二讀會を開くや否やを諮ります。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 二讀會を開くに御異議はないと認めます、二讀會を開くことと致します。

○岩崎勳君 直ちに本案の二讀會を開き三讀會を省

略して委員長報告通り可決確定あらんことを希望いたします。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

[「異議なし」と呼ふ者あり]

○議長(大岡育造君) 御異議がないと認めます、依て直に第二讀會を開きます。

遠洋漁業法中改正法律案　第二讀會　(確定議)

[「異議なし異議なし」の聲起る]

○議長(大岡育造君) 別に御異論もないと認めます即ち讀會を省略し委員長報告通り三讀會を省略して可決確定したることを宣告可決確定いたします――

前川君。

議事進行に關する件

○前川虎造君 私は此場合議事進行に關する件に就き議長に警告をいたしたいと思ふ、それは一昨日の通行税所得税の議事に對し私共が……

[「登壇々々」と呼ふ者あり]

[前川虎造君登壇]

○前川虎造君 私共より議院法第百二十七條の規定に依て、二十名の賛成を以て記名投票を要求いたして居つたのであります、申すまでもなく此百二十六條は總ての場合に異議あり、動議ありと云ふ場合に使ふのであります、之を特に議院法に規定されたる主なる意味に於て、此二十人の要求と云ふものを致したのであります、尤も前例から言ひますれば、唯唯異議あり、動議あり、賛成々々で二十人と認めた場合もあるのでありますから、之に對して兎や角申すのではありませぬが、唯々議長があの動議の場合に岩崎君から異議ありと言はれた際に、此異議には成規の二十人の要求がありますかと云ふ事を、一言御念が入つて居つたならば、此爭は起らぬのであります、所が之を議長が簡略にされたが爲に、之に對して多少の疑問があの表決の際に生じた、故にあの當時此質疑に對しての議論が野添君から起つた、又本日も高松君から之に對しての質問を起したのでありますけれども、是は此處で打切といたしまして、唯々議長に斯樣なる場合が將來あつた時分には、どうも少し愼重に、能く分るやうに、唯々「動議あり賛成」では、甚だ百二十七條の正條が徹底いたしませぬから、此動議には二十人の要求者があるかどうかと云ふことを念を押して、而して後に御採決のあるやうな御手續に願ひたいと私は考へる、是丈を議長に警告いたしたいのであります。

[拍手起る]

○議長(大岡育造君) 警告の文字は少し角立ちましたが、御念入の御注意を承知いたして置きます、日程第八第九は委員長より延期の申立があります、此延期を許すに御異議はありますまいか。

[「異議なし」と呼ふ者あり]

○議長(大岡育造君) 本日の日程は全部議了しました、仍て是にて散會いたします。

午後四時十一分散會

○大正七年二月十二日(火曜日)

午後一時十六分開議

議事日程　第九號

第一　東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第二　帝國大學特別會計法中改正法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第三　大正七年度豫算案

第四　(第一號)臨時軍事費豫算追加案

第五　(第一號)大正七年度歲入歲出總豫算追加案

第六　(追第一號)豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

○議長(大岡育造君) 諸般の報告を命じます。

[書記朗讀]

一議員の異動左の如し

一高知縣郡部選出議員石木鑽太郎君退職と爲れり

一議員より提出せられたる議案左の如し

私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案

提出者　有森新吉君　林毅陸君

「トラホーム」病豫防に關する建議案

提出者　行德健男君

野岩羽鐵道建設に關する建議案

提出者　八田宗吉君　小林源藏君　田村順之助君　堀切善兵衞君　高岡唯一郎君　石射文五郎君　中野寅次郎君

大正七年度豫算案(第一號)臨時軍事費豫算追加案及(第一號)大正七年度歲入歲出總豫算追加案に對する修正案

提出者　早速整爾君

大正七年度豫算案及(第一號)臨時軍事費豫算追加案に對する修正案

提出者　鈴木梅四郎君

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

自動車取締に關する質問主意書

提出者　高見之通君

[左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す]

一去九日議長に於て選定したる委員左の如し

巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

田村順之助君　恒松隆慶君　熊谷五右衞門君　神川長久君　石田孝吉君　櫻井兵五郎君　森秀次君　松本誠之君　中山梅治郎君

大正六年勅令第二百二號(承諾を求むる件)

陣軍吉君　磯野敬君　熊谷直太君　渡邊陳平君　山田珠一君　淺野順平君　山口俊一君　吉田三郎右衞門君　近藤達兒君

一去九日遠洋漁業獎勵法中改正法律案委員臼田久內君辭任に付其補闕として護得久朝惟君を、市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案委員津田毅一君辭任に付其補闕として堀尾茂助君を孰も議長に於て選定せり

○議長(大岡育造君) 本日は寺內內閣總理大臣が、尙ほ病中に付出席致し難き旨の申出がありました――是より會議を開きます、齋藤隆夫君より議事の進行に付て發言を求められました、之を許可致します

議事進行に關する件

○齋藤隆夫君 簡單で御座いますから此席で(「登壇々々」と呼ふ者あり) 總理大臣寺內伯爵の病氣御缺席の事に付きまして、去る九日の豫算總會に於て此十二日の豫算本會には御出席が出來るや否やと云ふことを質しました所が、御病氣は追々宜しい方であるに依て、十二日の本會には必ず御出席が出來るものと思ふ、若し御出席が出來ないやうなことがあつたならば、其時に至つて相當の取計を爲すべしと云ふの國務大臣の御答辯が有つたのであります、所が今日もまだ御病氣御缺席であると云ふことは、洵に御同情に堪へざると共に、議會の爲に遺憾千萬の次第であります、斯る場合に處するが爲に、內閣官制の第八條に於きましては「內閣總理大臣故障アルトキハ他ノ大臣臨時命ヲ受ケ其ノ事務ヲ代理スヘシ」と云ふ規定が有るのであります、而して先例に據りましても曾て伊藤公爵の御病氣の時には、井上侯爵が此官制の規定に依て臨時に總理大臣を代理せられたことがあるのであります、又前內閣の當時の首相たる大隈侯爵が烈しき足痛の爲に一兩日豫算總會を缺席せられたことがあります、其時に於きましては政友會の元田肇君の如きは、內閣の首腦者たる總理大臣の出席が無くして、何故豫算總會を開くことが出來るかと云うて、案を叩いて豫算總會に於て一の大騷動を起したことがあるのである、然るに寺內首相は、確か豫算總會の初め三日間は出席をせられましたが、其後の總會及び分科會、引續いて今日の本會に至るまで出席が無いのであります、御出席の無いと云ふことに付きましては、私は強いて之に付て出席を強要する者ではない、斯る場合に處するが爲め、內閣官制第八條は何が故に運用せられぬのであります、苟も國家の財政計畫を論ずるに當つて、而も當期議會の最も此重大問題たる所の一國の財政計畫を論ずるに方り、內閣の首腦者たる我の――責任の首腦者たる所の總理大臣の出席がないと云ふ事は洵に議會を尊重する所以ではないと私は思ふ(「ひや〱」と呼ふ者あり) 若し御病氣に依つて出席が出來ぬと云ふならば、何が故に正式なる所の總理大臣を設けられないのでありますか、過日の質問に對しては十二日迄に出席が出來ぬならば、相當の取計ひをすると云ふことであつた、相當の取計ひを果してせられたのであるや否や、夫等の事に付きましては政府に於きましても相當な御辯解があると信じますが、若し御辯解がありますれば、此際に於て承つて置きたいのであります。

[國務大臣男爵後藤新平君登壇]

○國務大臣(男爵後藤新平君) 唯今齋藤君から、總理大臣病氣の故を以て缺席するに付ては、臨時總理大臣の命を受けて其の職務を行ふ者を定むるが宜いと云ふやうな御意見のやうでありました、此事は總

理大臣が連日缺席で出席の容易に出來ないと云ふ場合に於ては、臨時總理大臣を置くと云ふことにもありますので、總理大臣は全く一時のことでありまして、本日は出席しやうと云ふことを希望して居りましたが、臨時に尙ほ工合が惡いと云ふので出席が出來なくて、今日は出席しませぬ（笑聲起る）併ながら此總理大臣缺席の時に於て、其職務を代理することに付ては、閣議の上に其相當の處置を執る方法も極つて居ります、又臨時必要の場合に、其命を受けて事を處することになつて居るのであります（「さう云ふことは法律で許しませぬ」と呼ぶ者あり）それは今日茲に申述べる通りでありますから、左樣に御承知下さい。

○齋藤隆夫君　唯今內務大臣の御答辯に依りますると云ふと、閣議に依て總理大臣の臨時代理を勤むると云ふやうなことを、相談したと云ふことである、總理大臣の臨時代理は閣議に依て決定すべきもので ありますか、官制の第八條には勅命を承けなければ正式なる所の代理は出來ないと云ふことになつて居ります（拍手起る）其官制を無視して、國務大臣が勝手に總理大臣の臨時代理と云ふことが出來るのでありますか。

〔國務大臣男爵後藤新平君登壇〕

〔「確かりやれ」と呼ふ者あり〕

○國務大臣（男爵後藤新平君）　內閣官制第八條のことは、齋藤君から御說明になつて居りますから、それに反對して閣議に依て決議をしたと申した譯ではありませぬ、御承知の通りであります、それ故に此臨時代理を致すことに付ては、命を受けて居るのであります（「餘程無能力だね」「いかぬ」と呼ふ者あり）左樣に御承知下さい。

〔「何故命を承けたと云ふことを初めから言はない」と呼ふ者あり〕

○齋藤隆夫君　唯今內務大臣の御言葉は言質として承つて置きます、確かに命を承けて居られますか。

〔「誰が命を承けた」と呼ふ者あり〕

○國務大臣（男爵後藤新平君）　其通りであります。

○齋藤隆夫君　誰が臨時代理をせらるゝのでありま す。

○議長（大岡育造君）　私語は行けませぬ、日程第一第二は同一委員に付託せられたる議案なるに依り、一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、日程第一、東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案、第二、帝國大學特別會計法中改正法律案、第一讀會の續を開きます、委員長佃安之丞君の報告を求めます。

第一　東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第二　帝國大學特別會計法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔佃安之丞君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○佃安之丞君　報告を致します、吾々委員に付託になりました法律案は、東京帝國の大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案及外一案であります、吾々は委員會を開くこと四回、能く愼重研究の上、大體に於て多數の意見は、即ち本付託の二案を認めたのであります、即ち第一案は最も簡單なるものでありまして、所謂判任官——大學の判任以下其他の者に對して、時局に際して臨時に手當を支給すると云ふ法律であります、それから第二案は之に改正の要點が三點あります、第一は我日本に現在帝國大學が四つありまするのを、更に北海道に帝國大學を一つ設けて、五つの帝國大學にすると云ふ所の一點、第二は帝國大學に二十萬圓を更に增加する、又京都帝國大學に十五萬圓を增加して出すと云ふことが第二點、第三點が航空學を研究する爲に、即ち工科大學內に更に航空講座を設けると云ふことの三つの要點であります、で此點に付きましては委員會に於きましても、現在の帝國大學に於きまして種々の情弊がありますから此情弊を刷新し、又航空學を大學を離れて他に置くと云ふ方の意見を持たれて、本案に反對せられた所の委員もありました、さりながら委員多數の意嚮と致しましては、次の樣なる警告的の決議を爲して本案を認めたんであります即ち「帝國大學に於ける從來の情弊を一洗し、併せて學術の進步發達を圖るが爲め研究費を增加し、新進の學者優遇の途を講し、其の增俸並に恩給の增額を圖るを以て焦眉の急と認む」と此の如き警告的の決議を、多數の委員の意見がありまして、之を多數議決と致しました、即ち本案を認めたやうな次第であります、どうか左樣御承知を願つて置きます。

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否を諮ります。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　二讀會を開くに御異議はないと認めます。

○岩崎勳君　直ちに兩案の二讀會を開き三讀會を省略して委員長報告通り可決確定せられむことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ないと認めます、仍て直ちに第二讀會を開き、議案全部を議題と致します。

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案　第二讀會（確定議）

帝國大學特別會計法中改正法律案　第二讀會（確定議）

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議ないと認めます、三讀會は省略せられて居ります、之に依て委員長報告通り可決確定したることを宣告致します——日程第三乃至第六は豫算なるに依り、全部を議題と爲すことに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　豫算案全部の御報告を求めます、委員長小川平吉君。

第三　大正七年度豫算案

第四　（第一號）臨時軍事費豫算追加案

第五　（第一號）大正七年度歲入歲出總豫算追加案

第六　（追第一號）豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

〔小川平吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○小川平吉君　豫算委員會の經過並に結果を御報告致します、豫算委員會は一月二十四日より三十一日まで總會を開き、各分科に移りまして、二月一日より九日までの間分科に於て質問討議を盡しまして、去る九日に議事を終了致しまして御座います、委員會に於きましては、內外各般の事項に亘く、質問應答がありましたので御座いまするが、是れは茲に申上げる必要はないと考へまする、唯一口申上げて置く必要があると考へますのは、即ち海陸軍備に關する點で御座います、今回の豫算は申す迄もなく、此の軍備の計畫が骨子となつて居りまする、各派諸君よりして此點に關する幾多の質問が出ました、大體に於て政府の計畫する所の、陸海軍備の計畫は不徹底の感ありと云ふの意味を以て、質問せられたのであります、之に對しまして陸軍當局の答辯と致しましては、陸軍に於ては二十五師團を以て既定の計畫として、之に向つて進むのである、併ながら今回の要求する所は、現在の二十一師團の戰鬪力を充實する所の計畫を以て豫算を要求して居るのである、此戰鬪力を二十一師團丈の分を充實すると云ふことが今日に於ては之を滿足するを至當と認むるのである將來に於ては追々增加擴張をしたいと云ふ希望があるのである、斯樣な答辯になつて居る、海軍に於いては大正十二年度迄に、所謂八六艦隊を完成する計畫を立て、今回の豫算を要求致したのである、大正十年度となりますれば、更に新たなる計畫を立てゝ要求せんと欲するの希望を懷いて居る、今日は即ち大正十二年迄を限として、八六艦隊を完成する計畫である、斯樣な答辯で御座います、之れに對して何故に大正十二年度以後に亘る、所謂八八艦隊なるものを完成する所の計畫を立てないのである、斯う云ふ問に對しては、是迄既定の計畫が既に大正十二年度を以て限と致して居る、先づ之に基き大正十二年迄の計畫を立てたのである、大正十三年度になれば水陸の設備も完成を告げる積りである、製艦能力も十分になるのであるから、大正十三年度になれば更に大戰艦二隻を製造することが出來る見込である、併ながら是は前申しまする通り、大正十年頃に至つて新に計畫を立て、要求するの考である、且又此場合に於ては、大戰艦二隻の外に、補充費として他の艦艇の補充費をも共に計畫を立てゝ要求する考である、今日の所に於ては、海軍に於ては、出來得る丈の計畫を立てゝ要求を致した考である、斯樣な答辯が御座いました、此軍備計畫に對しましては、豫算委員會に於て、更に希望を決議致しましたのでありますが、それは後に至つて更に申上げます、又此政府の稅制改廢に關する事柄に付きまして、既に先

般本院に於て政府の計畫に對して、之を變更する所の議決が御座いました故に、此の點に付ては更に申上げる必要はないと考へます、政府は此本院に於て税制に關する決議がありました結果と致しまして、去九日を以て本豫算に對する修正案を提出せられました、此修正案は既に御手許に配付してありますから、詳細は申上げませぬが、即ち税法案改正の結果と致しまして、歳入二百五十六萬九千五百八十六圓の不足を生じたるに依り、歳出入の均衡を得んが爲に、一方歳出に於て、第一豫備金増加額一百萬圓第二豫備金増加額一百萬圓、併せて二百萬圓を削減し一方歳入に於て、前年度繰越金五十六萬九千五百八十六圓を増加致しましたる所の修正案で御座います尚ほ各分科に於て決定せられ、總會に於て之を是認したる所の豫算削減の修正科目を更に申述べます、歳出經常部、内務省所管第五款、地方廳視學官設置に關する計費金七萬八千四百四十八圓を削除する事になりました、其の理由は此視學官なるものは左まで必要を認めない、且つ行政の統一を缺く處のあるものであると云ふ理由を以て、削除に決定致しました、次に歳出臨時部、外務省所管の部に於て第一款營繕費第二項、在哈爾賓總領事館新築費金十二萬八千圓、並に乙號繼續費を削除することに決定致しました、是は露國の形勢に鑑みまして、一時延期することを相當と認めまして、否決になりましたので御座います、次は大藏省所管第二款、營繕費第九項專賣局東京試驗場新營費金二十三萬二千九百三十二圓、之を削ることに決定致しました、其理由は是までも專賣局に於ては斯の如き試驗を實行し來つたのである、今日遽かに是程の費用を要求して試驗場を新築する必要を認めないと、斯樣な理由を以て削除致しました、次は遞信省所管第一款補助費、第三項航路擴張費の中金二十萬圓を削除致しました是は是丈の金額を削除する所の餘裕ありと認めて削減を致しましたのであります、削減總額は六十三萬九千三百八十圓となるので御座います、此他憲政會の早速整爾君並に國民黨の鈴木梅四郎君より豫算に對する修正案が御提出になりました、即ち減債基金二千萬圓を削除する、其他各費目に亘つて詳細に削減の案を提出せられました、是は御手許に廻してありますから細かい所は申上げませぬ、而して此早速整爾君の修正案並に鈴木梅四郎君の修正案は少數を以て否決になりました、即ち大正七年度歳入歳出總豫算案外五案は、總て先刻來申述べました修正の部分を除くの外原案の通り決定を致しましたので御座います、尚ほ此豫算に協賛を與ふるに際しまして條件若くは希望又警告等が決議になりましたので御座います、之を申上げます、即ち植民地の豫算を協賛をするに際しまして、植民地の經費に付ては尚ほ十分に緊縮を要するものがあると云ふ理由を以ちまして、「植民地各政廳の豫算は放漫に失するもの尠なからす朝鮮臺灣兩總督府の豫算に於て殊に甚たしきものありと認む、政府は宜しく適當の緊縮整理を爲すへし」斯樣な決議を致しました、次に大藏省の部に於て希望と致しまして「國債整理基金繰入中國債償還に充つへき金額五千萬圓に關して政府は勃發事件に備ふる趣旨に依り、成るへく年度の終りに近つくまで償還を差控ふへし」と云ふ事の希望を決議になりました、次に大藏省所管の部に於て、國勢調査費を協賛するに當りまして、即ち國勢調査費に關する豫算は之を認むる、併ながら此國勢調査を爲すが爲に地方の負擔を増加する事は宜しくない、仍て地方の負擔を増加せざる範圍に於て計畫を立て之を實行すべし斯樣な決議になりました、此點に關しましては政府に於ても同意の旨を言明されました、次に臨時教育會議費を協賛するに當りまして此臨時教育會議の費用に付ては、昨年の院議に於て臨時教育會議は一箇年を以て終了する事を希望する旨を附帶決議として此費用に對して協賛を與へたので御座います、然るに今回又更に一年の費用を要求を致して來て居る、今日臨時會議の會議の最中に於て、之を否決する事は敢てせぬのでありますが、昨年の院議に照して速かに教育會議を終了するやうに致したいと云ふ希望で御座います、之を決議になつて居ります、其次には海軍省所管臺灣の油田試掘費を討論するに際しまして、之に協賛を與ふる事に決しましたが、附帶決議と致しまして、此油田試掘の結果海軍に於て之を經營し、若くは之を民間に拂下ぐる等の場合に於て人民若くは御用商人等に對する關係上、固く情弊に陷る事の無からんことを希望すると云ふ附帶決議を決議致しました、次に司法省の所管に於きまして、司法省の豫算に協賛を與ふるに當りまして人權の尊重、審判の公平、且敏速、並に監獄の收入増加を希望すると云ふ希望を決議致しまして、協賛を與ふる事になりました、次に遞信省の所管に於きまして、近時郵便、電信電話等の事務の澁滯が殊に甚しきものがある、當局者は極力是が改善に努力すべしと云ふ附帶決議を致して此遞信省の費用に協賛を與ふる事になりました、尚ほ此國防の事に關しまして、豫算總會に於て議員野田卯太郎君より本年度の豫算に計上せられたる國防計畫の不徹底なる事は一般の定評の存する所である、陸軍當局者は飛行機の充實、火藥の改良、其他陸軍々備の充足を圖る爲め、又海軍當局は造艦能力の增進及艦艇の充足等に付、一層努力されん事を希望すると云ふ動議を提出せられました、滿場一致を以て此希望を可決致しました、之に對して陸海兩方の當局者に於きましても、成るべく議員諸君の希望に副ふべく十分なる努力をすると斯樣な答辯が御座いました、終りに更に農商務省の所管に付きまして、一の重要なる決議が御座います之を御報告申上げます、其の決議は「大正五年二月製鐵所第三期擴張案の衆議院通過に際し、當時衆議院より製鐵所に於いて製出する半製品は、成るへく民間の製鐵所に拂下くへしとの希望條件ありたるを以つて、政府は該案の議會通過後、即ち大正五年七月十三日、右希望條件に基き大正六年以後向ふ十箇年間鋼片三萬噸を岡崎久次郎外數名に拂下の契約をなしたるは失當の甚しきものと認む、仍て政府は速かに善後の處置を爲すへし、右決議す」、此事柄を極めて簡單に申上げて置きまするると、大正五年二月衆議院に於いて第三期製鐵所の擴張費を協賛するに當り、製鐵所に於て製造致しまするところの半製品即ち鋼片を成るべく多く民間に拂下ぐる事を希望するとの旨を表明致しましたので御座います、同年の五月になりまして、岡崎久次郎氏外數名より製鐵所に對して、此鋼片の拂下を願出でまして、製鐵所長官は農商務大臣の指揮を受けて同年七月に至つて即ち岡崎久次郎外數名の人々と、鋼片拂下の契約をしたのであります、此製鐵所の第三期擴張後に於ける民間に拂下を爲し得べき餘裕の有る程度の噸數は、總計三萬噸と云ふことになつて居ります、此民間に拂下げ得べき餘裕の有る所の三萬噸の全部を、前記人々に對しまして、大正六年の末より向ふ十箇年間毎年三萬噸宛を拂下げると云ふ事になつて居ります其代價は製鐵所製品の他に販賣する所の價格を標準と致しまして、毎年一回若くは數回に此標準に據つて其價を定めると云ふことになつて居るのであります、斯の如く擴張後に於ける民間に拂下げ得べき餘裕の有る所の殆ど全部の數量を、或一部の人々のみに拂下をして、之を獨占せしむることが甚だ不都合である、又十箇年と云ふが如き長期に亘つて拂下の契約を致したのは甚だ不都合である、現内閣は前内閣の秕政を正すと云ふことを以て、存在の一義と致して居るのであるからして、速かに之に對して相當の處分を爲すべしと云ふのが豫算委員會の議決で御座います、以上の通り希望並に決議を附しまして、其他の點に於ては修正の部分を除くの外、滿場一致を以て――滿場一致では御座いませぬ、原案の通り可決になりました次第で御座います、此段御報告を申上げます(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 豫算に對しましては、早速整爾君、鈴木梅四郎君より修正の案が提出になつて居ります、此説明を求むる順序でありまするが、それに先だつて早速整爾君より唯今の委員長の報告に付て質疑を致した後に致したいと云ふ申出があります之を許可致します――早速整爾君。

〔「登壇々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 登壇。

○早速整爾君 極く簡單であります、唯今委員長が報告になりましたる、末段の、此製鐵所の鋼塊拂下の問題に關してであります、委員長の御報告を承りました丈では、實際此事實の内容と云ふものが甚だ明瞭しないのであります、當時此問題に關與したる當局者、即ち製鐵所の長官も御出席に相成つて居るのでありますから、私は極く簡單に製鐵所長官の其説明を請ひたいのであります、第一は唯今委員長の御報告中に拂下の鋼塊三萬噸全部を或一部の者に…

〔「登壇々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 登壇を希望します。

〔早速整爾君登壇〕

〔拍手起る〕

○早速整爾君 製鐵所の鋼塊拂下の問題に關して、當局者の説明を求めたいのであります、唯今の委員長の御報告の御言葉に依りましても、拂下の鋼塊三萬噸、是は全部である、之を一部の者に獨占せしむるの弊があると、云ふやうな意味の御言葉があつた(「其通り」「まだ分らぬか」と呼ふ者あり)之に關して先づ私が御尋をしたいのは、此獨占と云ふ事

がひどく耳に附くのでありますけれども、（「其通り」「默れ」と呼ふ者あり）其當時他に此鋼塊に關して拂下を要求したる者が有るか無いか、是は現に御取扱になつたる其當時の當局者が、明瞭に御承知の事と思ふのであります、而してです、其當時御約束か出來た、所謂契約をせられた當時の其顚末を極めて詳細に御報告を願ひたいのであります、又十年間の契約が、是が甚だ期限が長いと云ふ御言葉であります（「其通り」と呼ふ者あり）斯の如き長い期限にて契約をせられたる理由、是には必ず其の當時御取扱になつた際に、斯の如き長期の契約をせられたに付いては相當の理由がある筈であります、其の理由に付いても其の局に當られたる長官の御說明を煩したいのであります、要するに（「憲政會でやつたので」「臭いぞ臭いぞ」「默れ」「謹聽」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

○早速整爾君 其當時斯の如き契約をせられたる事情、其事實の内容を詳細に御報告になることを希望致すのであります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 押川政府委員。

〔政府委員押川則吉君登壇〕

○政府委員（押川則吉君） 唯今早速君よりの御質問に對して答辯を致します、第一の鋼片――鋼塊と仰せられましたけれども鋼塊では御座いませぬ、鋼片で御座います、鋼片の拂下の話のありました頃は他には要求が御座いませぬ、それから第二の其當時の成行を詳しく申せと云ふことであります、是は當時第三期擴張の豫算を提出致しました計畫の中には鋼片を拂下ぐる、若くは鋼塊を拂下ぐると云ふ計畫は無いのであります、此豫算提出するに方りまして政府部内に於ても半成品を拂下ぐるの方法に致したらどうかと云ふ話も御座いましたけれども私は當局者と致しまして、さう云ふ事は製鐵所事業の計畫の上に宜しきを得たものでないと思ひまして、矢張成品まで造り上ぐることの案に致してあつた、然るに當時の豫算委員會に於きまして、原案に對して種々の御質問があり、又議論がありまして、其中に於て半成品を拂下げて民間の製鐵事業の奬勵發達を圖ると云ふ事が相當であると云ふことは、屢々承つたのでありますが、私と致しましては矢張自ら立案致しました鑛石より製品に至るまで、即ち綜合した事業の經營法を致すと云ふ事が、製鐵所として宜しきを得たものであると云ふ考を以ちまして、容易に之には贊成を致しませぬので御座いました、併ながら種々豫算委員會の御質問又應答の末に、遂に豫算委員會に於て復た少數の委員會を御選びになつて、其懇談會を御開きになつた時分に矢張半製品拂下の事の色々の協議があつたのであります、其當時私は病氣の爲に引籠つて居りましたが併し其事は逐一承つて居りました、他の政府委員より承つて居りました、其時に半製品拂下と云ふ事は、諸君一同の御希望であると云ふ事を承りましたので私も其時に至りましては豫算の通過を圖る上に於て、其位のことは讓歩するの外はないと考へましたから讓歩致しました、それはどの位の事が出來るであらうかと云ふことでありましたから、私は三萬噸迄なれば、元と計畫の案には無いのでありますけれども、是は奮發して製鐵所が出す、三萬噸以上五萬噸迄のことならば、成丈さう云ふ事をするやうに努めやう、斯う云ふ事を他の政府委員に話しました、他の政府委員から、其事を何れ當局者に話したであらうと思ひますが、それ以上の事は、私は病氣の爲に能く承知しないのであります、それで當時の三萬噸と云ふやうな事に付ての成行は、さう云ふことであります、さうして此半製品の拂下の條件と云ふものは、豫算通過の際に、附滯して御決議になつて居るのであります、其後愈々大正五年度の豫算を實行することになりました後に至りまして、どうも其の月日などは今日はつきり記憶致して居りませぬが兎に角大正五年の四月頃からの事であつたらうと思ひます、願書の出ましたのが五月と云ふ日附になつて居ります、岡崎久次郎君よりして、半製品の拂下の交涉を受けたのであります、それに對して私は、三萬噸までの鋼片を拂下げると云ふ事は言明致して居るのでありますから、此事に何も不同意は御座いませぬが、どうしても斯う云ふ事業を、豫算委員會の希望に依て實行すると云ふことで御座いますれば、又當時の事情よりして、此製鐵事業に付ては今日のやうに餘り世間一般に計畫のある時代でもありませぬから、相當の實業家――一流の實業家と云ふ言葉を用ひたやうに記憶致して居ります、一流の實業家の御方などの計畫でなければ私はそれに同意することが出來ぬと云ふ事を申したのであります、其末に即ち先日來豫算委員の分科會若くは委員總會に於て御示した通りに、岡崎久次郎君の外に安田善次郎君、服部金太郎君、佐々田懋君それから誰方でありましたか、誰今書類を見れば分りますが、一々名は記憶致して居りませぬ、大要さう云ふやうな――是れは申上げて置いた方が宜いと思ひます、男爵長松篤棐君、大川平三郎君、白石元次郎君、以上八名であります、其名義を以て出願になりました、さう云ふ事でありますならば、計畫する御方も相當の御方である、斯う考へたのでありますす、それから其要求は極く肝要な點は、先程から御示しの鋼片三萬噸、之を十箇年間と云ふことでありました、凡そ斯の如く製品の事業を行ふと云ふことに付ては、三萬噸位の製品を製造する丈の規模を以て仕事をすると云ふことが、適當であると考へました、それから十箇年間と云ふ事も、斯う云ふ規模の仕事、又斯う云ふ性質の仕事を行ふと云ふことに付ては、豫め原料の確實と云ふ事を豫期すると云ふことは、是は固よりの事でありまするし又十箇年位は繼續すると云ふ見込がなければ、費した資本に對しても、相當の結果は得られないであらうと云ふことを認めましたから、十箇年と云ふ事を相當であると考へて、之に許可すると云ふ方針を執ることが然るべしと思つたのであります故に此事を實行するに付ても製鐵所と致しましては、三萬噸の鋼片を拂下げる餘裕があると云ふ考を以て、相當手續を以て大臣の指揮を請ふて、之を實行したのであります（「大臣は誰ですか」と呼ふ者あり）當時の大臣は河野農商務大臣であります（「參政官は町田忠治君」と呼ふ者あり）唯今の御質問に對する答辯は是で盡して居ると考へます。

○高木益太郎君 議長、今の問題に就て質問があります。

○議長（大岡育造君） 高木益太郎君。

〔「登壇々々」と呼ふ者あり〕

〔高木益太郎君登壇〕

○高木益太郎君 唯今押川製鐵所長官の御答辯がありましたが、此事柄に就て小川豫算委員長の御報告に依りますると「本問題に付ては政府は速に善後の處置をなすへし」斯う云ふ御決議になつたと云ふ御報告がありました、それで此問題に就て、農商務大臣はどう云ふ考であるかを一つ伺ひたいのであります、此御配付になりました豫算委員會の筆記の百八十九頁を見ますると、製鐵所長官押川則吉と、東海鋼業株式會社取締役社長大川平三郞との間に、成立を致しました契約に付きまして、大正六年度より向ふ十箇年間、鋼片毎年三萬噸を御希望に依て製鐵所より東海鋼業株式會社に賣渡し、而して同契約の第三條に依れば「協定期間内に在りては鐵材市場相場の變動其他如何なる事由あるも之を變更せざるものとす」斯う云ふ特約があるのであります、而して第十條に依ると、此契約を解除する場合を定めてあるのでありまするが、本員等の信ずる所に依ると、斯の如く契約をすると云ふことは、憲法の六十四條、會計法の第一條、第二十四條に違背するものである、殊に今回農商務省の第四期製鐵擴張計畫の殆ど三分の一に當る三萬噸などと云ふやうな、えらい鋼片を十箇年に亘つて或者に特別なる便宜を與へると云ふことは、全く憲法六十四條、會計法第一條の規定に違背するものであると信ずるのでありますが、農商務大臣は如何なる御考を持つて居るのであるか又第二に御尋をして置きたいのは、唯今押川長官の御話に依ると、議會の豫算委員會内に、更に懇談會なるものが出來て、種々交涉の結果、殆ど政府は其本來の經營上に於ては、宜しくないと信ずるのであるけれども、豫算通過の便宜上、已むを得ず讓歩したのであるとの御說明がございましたが、此の懇談會に於て、如何なる人が政府に向つて、如何なる要求をしたのであるか、其の懇談會の内容を詳しく伺ひたいのであります（拍手起る）又第三に御尋ねして置きたいのは、此約款の七を見ますると云ふと「會社は當初より購入したる半製品を加工せす其の儘に之を他に轉賣又は讓與を爲さゝること」即ち半製品を其の儘に他へは賣らぬと云ふことの契約になつて居りますが、本員の先刻或者から聽く所に依ると、現に拂下を受けたるところの鋼片若干を、何等の加工を爲さずして、他へ轉賣をして、利益を得たと云ふ事實が有ると云ふことでありますから、其事實が有るか無いか、若し有りとするならば顚末を詳しく伺ひたいのであります（拍手起る）次に御尋をして置きたいのは、此の契約の第十條に「不可抗力軍事上の必要又は甲の事業上の都合に依り甲か乙に供給すへき鋼片の製造を爲す事を得さるとき」「二乙の本契約に關して甲に對する義務に違反せしとき」此

二箇の場合丈を規定してありまするが本員等の信ずる所に依ると、懇談會から繼續をして、政府の本意に反して斯くの如き契約が成立つたのでありまするし、此契約は明かに會計法の規定に違背するのでありまするから此十條の二箇の場合以外に於て、農商務大臣は斷乎たる決心を以て、此契約の廢棄を宣言せらるゝ考があるか否やと云ふ數點に付て、詳細綿密なる御答辯あらむことを望むのであります（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 仲小路農商務大臣。

〔國務大臣仲小路廉君登壇〕

○國務大臣（仲小路廉君） 高木君の御質問に御答を致しまするが、高木君の御質問の第一點は、製鐵所に於て鋼片拂下の事に關して、豫算委員會に於て其事柄は不當であると認め、將來に付て善後の處置を執るべしとの決議がある、之に對して農商務大臣の所見は如何であるか、是が第一點であります、私は豫算委員會に於て、此決議のありましたる際に私の考へる意見を申述べたのであります、私は此契約の成立しましたる前後の事情、此事實は豫算總會に於ても申述べ、唯今又政府委員よりも詳細に申述べたのであります、之に依て事實は誠に明瞭であります、而して私は是等の事に基いて、此契約條項に依りますれば、政府は向ふ十箇年間三萬噸に相當すべき鋼片を或會社に交付すべき筈になつて居るのであります、之に對しては豫算委員會に於て斯る事柄は不穩當ではないか、將來之に就て適當なる方法を執るが宜からうではないかと云ふ、其決議の趣意は私相當と存じます（拍手起る）故に自分と致しましては將來に就きまして、之に對して適當に善後の處置を執る積りであります（拍手起る）何が故に――何が故に斯く申すかと云ふに、今年殊に昨年の九月十月の頃よりして、我鐵の問題は極めて重要な問題でありまず、亞米利加に於て鐵禁止の事ありましてより以來は、製鐵所に於ても各種の製作をなす爲に、鐵の材料は極めて貴重と致して居ります、獨り製鐵所のみならず、或は製船所に於て、或は各種の鐵工場に於て、實に今日は此鐵材料たる鋼塊、鋼片等は、是も貴重な物であります、此貴重なる物を一會社に對して三萬噸、而も之を向ふ十箇年に亘て之に交付すると云ふ事柄は、何と考へましても是は穩當とは思へませぬ（拍手起る）故に場合に依りましたならば、法律上の攻究、更に契約上の條項に依りまして詳細に研究を遂げ、相當の方法に依りまして、必ず之に就きましては善後の處置を此貴重なる物のは、何れも有要と致して居る各種の事業工場に、相當に分配さるゝ途を執るが當然と存じます、第二懇談會の出席者、並に内容のことであります、懇談會が最初に開かれましたのは大正五年二月八日、續いて第二回に開かれたのが二月九日、此懇談會の出席者は座長片岡直温君（拍手起る）出席者は守屋此助君、岡崎久次郎君（拍手起る）小林嘉平治君、河崎助太郎君三土忠造君（拍手起る）山本悌二郎君、鈴木梅四郎君、尙ほ鈴木梅四郎君――唯今申しました（拍手起る）尙ほ政府よりの出席者は――政府よりの出席者は河野農相（拍手起る）町田參政官（拍手起る）磯部鑛山、吉川理事、是丈の出席者でありました、尙ほ内容の事柄に就きましては、議事の筆記を見ますると祕密會となつて居るやうでありますから、是は申さぬ事に致します（「本契約は何人が爲したるや」「八釜敷い」「默れ」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

○國務大臣（仲小路廉君） 尙ほ第三第四の點であります之に就きましては、此會社は成立を致しましても、未だ以て設備は十分でなかつたのであります、僅に昨年の暮に至つて試運轉を試み、其結果と致しまして、僅に六十噸の鋼片を交付致したのであります、隨て他に轉賣等の事實は御座いませぬ、第四の點に就きましては既に御答を致しました如くに、契約書の第一條第九條等に規定もあります、尙ほそれのみならず前後の事情に依りまして、政府に於きましては篤と攻究を致しまして、場合に依りましては本契約全部の廢棄となることがあるかも知れませぬ（拍手起る）或は左も無くても、相當の制限を致して、決して偏頗にして不穩當な事のないやうに致す積りであります（拍手起る）

○山本悌二郎君 議長。

○議長（大岡育造君） 山本悌二郎君。

〔山本悌二郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○山本悌二郎君 私は其當時の當局者たりし――關係者たりし製鐵所長官に向つて、質問を致したいのであります、先刻製鐵所長官の辯明に依りますれば此三萬噸を民間に拂下げると云ふことに同意を致したのは、製鐵所擴張案の通過を切望する餘り左樣致したのである、斯樣に申されましたが、其當時私は豫算委員の一人と致して、確に記憶に存じて居りまするが、元來此擴張案は、最初政府は財源無しと云ふ理由を以て提出する意思が無かつたので、それを寧ろ議院の側、主として吾々が之を慫慂して、追加豫算として御提出になつたのであります、然る以上は此通過を吾々の側からして反對をする譯がないのである、吾々が又此三萬噸のものを民間に拂下げなければ、此案に反對をすると云ふ事情は毫も存して居らなかつたのであります（拍手起る）然らば長官は何人にか左樣な事を以て强要されたことでもあるのであるか、それを伺ひたいのである（拍手起る）第二には當時豫算委員に於きましても、此半成品を民間に拂下げると云ふ希望は、民間一般の缺乏に對して拂下をして貰ひたいと云ふ、斯う云ふ希望であつたのである（「其通り」と呼ふ者あり）製鐵所なるものが儼として存して居りながら、而も其擴張を行ひつゝも、尙ほ民間が半成品の缺乏に苦しむと云ふやうなことは面白くない事であるから、都合の出來る限り、半成品を民間に融通をしてはどうだ、斯う云ふのが即ち當時の懇談會の趣意であつた、特に未だ成立せざる會社までも成立させて、さうして融通し得る殆ど全部を、此者に獨占さすと云ふやうな意味を以て言つたのでありませぬ（拍手起る）然るに製鐵所長官は、此七八名の一團の實業家の請願を容れて遂に製鐵所の融通し得る所の殆ど全部と申して宜しい、三萬噸を而も十年の長期に亘つて之を許したと云ふ――就中此殆ど融通し得る限りの全部を許したと云ふ事は確かに委員會の希望には反して居るのであるが、左樣な事に成行きました其理由、若し事情があれば、其事情を製鐵所長官に伺ひたいのであります（拍手起る）

○政府委員（押川則吉君） 議長。

○議長（大岡育造君） 押川政府委員。

〔政府委員押川則吉君登壇〕

○政府委員（押川則吉君） 山本悌二郎君の御質問に御答致します、第一の第三期の擴張の豫算の通過が出來ないから、通過の出來るやうにする爲に此條件に同意したと云ふ意味を以ては申上げない積りであります（「さう言つたでないか」と呼ふ者あり）是は此豫算の通過の際に、斯う云ふ事の條件を付すると云ふことの、皆樣の――諸君の御意見に對して、私は其條件に同意したのであります、それ丈のことであります、それから第二の半成品の拂下と云ふことは其當時製鐵所に申込んで參りましたが、其半成品と云ふ即ち「ビレット」の拂下のことは他には御座いませぬ、其當時他に「ビレット」を拂下げて貰ひたいと云ふことは何も御座いませぬ、銑鐵を拂下げて貰ひたいと云ふことは、其當時有つたやうに思ひますけれども、「ビレット」のことは他には御座いませぬ、夫丈の事を御答致します（「違ふ違ふ」と呼ふ者あり）

○津末良介君 農商務大臣に質問があります。

○議長（大岡育造君） 津末君――發言ならば登壇を命じます。

○山本悌二郎君 議長――議長。

〔「山本君の質問の續があります」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）津末君に許しました。

〔「議長公平」と呼ふ者あり〕

〔津末良介君登壇〕

〔「君は株主じやないか」と呼ふ者あり〕

○津末良介君 無論――農商務大臣へ質問したいと思ひます、當演壇に於きまして農商務大臣は、此契約は研究の上或は破棄するかも知れない、或は供給する額を減ずるかも知れぬと云ふことの御明言で御座いました、此株主名簿を見ますれば、東京に於きましても、一流の實業家が大抵持つて居るやうであります、吾々は此會社の設立をした所の發起人に、信用ある人が多いからして、之に依りまして此會社の株券に放資した所の者があるだらうと、又相當の程度に此價格が騰つた時期があるのである、十二圓五十錢拂込の株券が、現に百六圓迄位に行つた時期がある（「それが良い」と呼ふ者あり）即ち此當時に於て或は株主の名簿は轉輔して非常に變つて居る、今日憲政會の諸君には、一人の株主も此名簿の中には無いのである、即ち善良なる所の者が、大部分此會社の株主であります、然るに農商務大臣は、苟も此私權を侵害するやうな事、經濟界に動搖を與ふべきやうな事柄を、此演壇に於て輕々に宣告すべきものでないと私は認めます、私の聞く所に依れば……（此時發言する者多し）

○議長（大岡育造君） 靜肅に……

○津末良介君 百圓近くして居つた株券が、今日は

此問題が政治問題となつて、殆ど五十圓足らずになつて居ると云ふことであります（「當然である」と呼ぶ者あり）是は即ち此善後處分如何に依りまして、經濟界にも或程度の動搖を與へ、又私權の侵害をする、然らば國家は之に對して、一旦契約したものに對して勝手次第に破棄するとか、或は其他私權を侵害する如き行動を執るならば、損害賠償の責任に應ずるかと云ふ、此點を一言承つて置きたいのであります、私は此問題は、爾く憲政會に不正があつた、或は製鐵所長官に何か疚しい所があつたとか、左樣な問題でないと思ふ（「ひや／＼」と呼ぶ者あり）私は政府の所謂味方をして居る所の者であります（笑聲起る）けれども斯樣な問題に就きまして、國家の經濟狀態に不安の念を起させ、而して株主の財産を少なくすると云ふ如き言語を輕々に此演壇に於て私は言明すべきものでないと確信致します（「ひや／＼」と呼ぶ者あり）故に聊か社會の經濟狀態に安心を與ふる意味に於て、此點に於きまして御辯明を求める次第であります（拍手する者あり）

○議長（大岡育造君） 農商務大臣。

［國務大臣仲小路廉君登壇］

○國務大臣（仲小路廉君） 津末君に御答を致します御質問の趣意は、今回政府に於て此契約書を廢棄するか、或は交付すべき物品に對して制限を加へるやうな事があつたならば、私權を侵害する、經濟社會を攪亂する云々と云ふことである（「其通り」と呼ぶ者あり）私は斷じて左樣には信じませぬ（「のう／＼良心を以て言へ」と呼ぶ者あり）當然國家社會の爲に（「ひや／＼」と呼ぶ者あり）此の必要なる鐵鋼材を至當に分配しやうと云ふ場合に於て、多少一部に影響はありましても、斷じて侵害は無いのであります（拍手起る）

○山本悌二郎君 議長。

○議長（大岡育造君） 山本悌二郎君。

［山本悌二郎君登壇］

［拍手起る］

○山本悌二郎君 先刻押川長官の答辯は私には更に要領を得ませぬので、重ねて御尋を致すのです、實は私此問題に就きまして、其當時豫算委員であり、又懇談會の一員でありましたので、詳しく事情を承知致して居ります、併しながら餘り此事に就ては喙を出さない積りで居りました所が、唯今のやうな不誠實な御答辯があつては、遺憾ながら更に質問を重ねなければならぬのであります（「同感々々」と呼ぶ者あり）第一製鐵所が融通し得る所の殆ど全部に近いものを一の團體に何故に許可になつたか、斯う云ふ事か私の第二の尋でありましたが、之に對しては更に要領を得た御答辯が無かつた（「其通り」と呼ぶ者あり）更に又此十年間と云ふ長い間に對して許可を與へたと云ふのは、稀々其當を得たものでないやうにも考へましたので、是も併せて御尋をしたのでありますが、其點に就ても御答辯が無かつた、尤も十年間と云ふことでなければ、計畫が立たないであらうからと云ふやうな御話はありました、而已ならず又其當時出願者が、別に此以外に無かつたからと云ふことの御答もありましたけれども、是が私共尚ほ了解することが出來ぬ點である、其當時に於て二箇月三箇月五箇月の間には、此七人の一團體より以外には、出願者が無かつたかも知れませぬけれども未だ續々後から出て來るかも知れない、それに拘らず殆ど全部を跡の人が、如何に早やく願出ても許す事の出來ないやうなことにしまして、十年間之を許して仕舞つたと云ふことは、どう云ふ譯かと云ふのが第二の質問である、豫算委員の其當時の意嚮、懇談會の其當時の考はただ、製鐵所が融通し得る限りのものを、成るべく公平に民間に分けてやつて貰ひたいと云ふ意思であつたと云ふことは、其當時之に與つた諸君は、何人も記憶して居るだらうと思ふ（「其通り」と呼ぶ者あり）それに一つの未だ出來ないものを捺はして迄も、而も十年の長期に亘つて之を許したと云ふ、其理由が何か無くてはならぬ、斯う云ふことをもう一應甚だ諄いやうではありまするが、御答辯を願はねばならぬ。それからもう一つは私の第一問であつたが、是が又甚だ要領を得ないのである、確に押川長官の先刻の第一回の御答辯では、製鐵所擴張案を通過させたいが爲に此議院からの半製品の分割と云ふ事に同意をした、讓歩をした、斯う云ふ風に私は承つた、夫故に私は之に對して、左樣な事情のあらうべき筈はない、元來是は寧ろ進んで衆議院から慫慂した案である、此案を通させたいが爲にと云ふやうな事があらう筈がない、斷じて無いのであるから、それを何か此半製品の分割と云ふ事を政府が承知しなければ、衆議院が此案を握潰しにするか、否決でもしさうだと云ふ語氣を以て御話になつた事に付ては、何等か其裏面に特別の事情が伏在して居りはしないかと考へるのである（「そこだ」と呼ぶ者あり）私は斷じて衆議院として、左樣な事は無かつた筈であると云ふことを確信しまするが、押川長官はそれとも議員の中、若くは委員の中に何人からでも、左樣な要求を受けたことがあるかと云ふ事を伺ひます。

○議長（大岡育造君） 押川政府委員。

［政府委員押川則吉君登壇］

○政府委員（押川則吉君） 再度の御質問を頂して甚だ恐縮であります、唯今の終りの御尋になりました事から先に御答を致します、どうも私が第一に――初めに御答致しました事の言葉が、少しく惡かつたかも存じませぬが、私は此條件に同意をしなければ或は豫算が通過しないのであると云ふやうな事を、申上げた積りではございませぬ（「さう言つた」と呼ぶ者あり）さうも御座いませぬ、又さう云ふ意思で云ふ條件が諸君の御意見であると云ふ事でありましたから、それで其時はもう已むを得ないと思つて、それに同意したのであります、其條件が附かねば豫算が通過しない、附いて始めて豫算が通過すると、さう云ふやうな風の意味は考も致しませぬので、左樣には申上げなかつた積りであります、若し左樣に申上げたとすれば、私の申上げやうが惡かつたと思ふのである（「誤魔化すな」と呼ぶ者あり）それからもう一つの、何人からも其事に就て、外から何か聽いた事がありはしないかと云ふことでありましたけれども、それは承りませぬ、其時は……それから十年間と云ふ事に付きましては、先程も申上げました通りに、約三万噸、製品を製造すると云ふやうな規模の工場を設立すると云ふことに付きまして、十年間位の繼續しての――原料の安全と云ふ事は、其の經營上必要であると斯う思ふので、十年と云ふ事に同意したのであります、三万噸と云ふことは先程申しました通りに、其當時此事業を計畫する者が續々あると云ふ場合ならば別でありますが、さう云ふ場合ではありませぬ、私は夫故に三万噸の製造をすると云ふやうな計畫を以て立てゝ來た場合には、是は十年間位は完全な保障をしなければならぬと云ふことを考へたのであります、又さう云ふ事業と云ふものは、約三万噸位の製造力を持たなければ、經營は十分に出來ないものである、全く斯う考へた爲である、外に何もどうと云ふ意味は御座いませぬ、私と致しては極めて單純で御座います（「何が單純か」と呼ぶ者あり）

○山本悌二郎君 議長。

○議長（大岡育造君） 山本悌二郎君。

［山本悌二郎君登壇］

○山本悌二郎君 押川長官は唯今の御説明に依りますると、此三萬噸拂下と云ふ問題に就て、其當時の擴張案の通過とは、何等別に關係が無いかのやうな事を唯今申されたのである、所が先にはさうでないのであつて、明かに此擴張案を通過させる必要上からして、此御相談に應じたと云ふ風に私共は聽いたのであります（拍手する者あり）是は明に速記錄に留つて居りませうからして、後からの御訂正は私は斷じて許しませぬ、それから更にそれならば問ふて置きますが、幾回之を問ふて見ても要するに要領は得ませぬでせうが、最後に一つ御尋したい事がある唯今農商務大臣は、此事柄は不穩當であると認めると云ふ事を申された、長官はどこまでも三萬噸十箇年と云ふ約束をした事は不當でないと云ふ御認であるる、それをどこまでも御主張になるかどうか伺ひます。

○議長（大岡育造君） 押川政府委員。

［政府委員押川則吉君登壇］

○政府委員（押川則吉君） 私は當時其事を相當と思ふて處置致したのでありまして、今日に於てもそれが不當とは考へませぬ。

○早速整爾君 議長。

○議長（大岡育造君） 早速整爾君。

［早速整爾君登壇］

○早速整爾君 唯今迄の當局者の御答を承つて見ますると、先刻山本君から御述になりました如く、農商務大臣の御考と製鐵所長官の御考は、全く違つて居るのであります、三万噸並に十箇年と云ふ期間に付ても、先づ相當と考へると云ふのが製鐵所長官の御意見である、而して農商務大臣は之を不當なりとして、先刻此席に於て論斷をせられて居るので御座います、斯樣に當局者の意見が違つて居る、是は全く政府の不統一を暴露したものではないか（拍手する者あり）此點に付て私は農商務大臣の御意見を承りたい、それから第二に一體此問題に就て、最後の本契約を爲したのは果して誰であるかと云ふ事を御

辯致したい（「ひや〳〵」拍手する者あり）大正五年春の議會以來、色々の經過を經來つて居る問題で御座います、其當時の事情は今日とは無論違つて居る違つては居るが、最後に至つて此の鋼片の拂下と云ふ事を實際に於て契約したのは、何れの時であるか（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）契約書の期日を見ますれば大正六年八月、即ち今日より約半箇年許り前の事であります、此責任者は果して誰であるか、人動もすれば前の時代の農商務大臣、之に責任を嫁せんとするが如き議論を爲す者が多いのでありますけれども、併し此本契約を爲したる時は、果して何人が其責任者であるかと云ふことを御尋しなければならぬのである、農商務大臣は今日に至つて、善後の處置を執ると云ふことに付て、大變に力んだ態度で此席に於て御述であります、今日に於て此責任を盡すと云ふ程ならば、一體此本契約を取結ぶ際に於て何か御考が有られねばならぬ筈である、農商務大臣は其當時は知らない、其當時は知らないと云つても、少なくとも亞米利加の禁鐵問題が起つた際は、既に之を發見して居られたのである（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）其以來今日に至るまで何等の處置を執らずして、今日に至つて斯の如き力みたる態度を執らるゝと云ふことは、私は今日に至るまでの現農商務大臣の、責任を疑はざるを得ないのであります、之に對して明確なる農商務大臣の御答辯を煩したい。

○議長（大岡育造君） 仲小路農商務大臣。

〔國務大臣仲小路廉君登壇〕

○國務大臣（仲小路廉君） 唯今の早速君の御質問に對しまして、此の際明瞭に申上げたいのであります（「謹聽」と呼ふ者あり）誠に好時機でありますから明瞭に申上げたい、早速君の第一の御質問は、農商務大臣として私の答辯を致して居る事と、政府委員たる（「不統一」「八釜敷い」と呼ふ者あり）者の言と、其間に行違があつた、それが不統一である、それはどう云ふ事かと云ふ仰せであります、假にも責任を有する大臣と致して、私は此點に付きまして、將來の爲を考へて此不穩當なる事を正しう致すは、今日鐵を貴重と致して居る際に於て、當然執るべき事柄と存じます、又……（「本契約を結んだのは誰だ」と呼ふ者あり）暫く御聽を願ひます、本契約の點に就て、世には斯う云ふ事を傳へる者がある、大正六年に至つて本契約を締結する時分に、現農商務大臣は之に對して決裁を與へた云々と云ふことを述べて居る者がある（「決裁ではない」「八釜敷い」「默つて聽け」と呼ふ者あり議場騷然）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

○國務大臣（仲小路廉君） 事實を御聽になつて宜からう、事實は大正五年四月に於て要路が總て決めた其結果として――其結果として當時製鐵所長官は、最初決裁を經て居る其事柄を、唯だ形式に爲す丈でありますから、大正六年に至つては何等の申出は無いのであります（「事實は分つて居る」「何だ默れ」と呼ふ者あり議場騷然）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

○國務大臣（仲小路廉君） 是は事實であります、それから尚ほ進んで申しますが、斯の如く今日鐵を貴重と致して居る際に、未だ會社が十分に機械の運轉も爲さず、多額の物を必要としない際に――此際に政府は昨年の九月十月以來――亞米利加の鐵問題の起つた以來、實に此點に就ては各般の分配を爲す點に就て、當然執るべき處置でありますから、それでありますから其時分に、此事實に依て之を相當に分配をする途を立つたのであります、それでありますから私は思ふ、若しも當時前農商務大臣が居られましても、今日斯る場合に於ては、是丈の方法を執ることは至當であります、執らねばならぬのであります、故に將來は總て之に依て相當に分配を立てて、必ず一方に偏しない方法を執ると云ふことは、國政上政治上當に盡すべき事と存ずるのであります。

○早速整爾君 議長。

○議長（大岡育造君） 早速整爾君。

〔早速整爾君登壇〕

○早速整爾君 唯今の農商務大臣の御答は全く要領を得ない（「其通り」と呼ふ者あり）此本契約を取結びたる者は誰であるか、其責任は何れに在るかと云ふことを私は御尋したのである、前の年に於ては、條件を附して希望に應ずると云ふ通牒を發したに止つて居る、其通牒を發したに止つて居る、本契約は即ち昨年八月二十日を以つて、現に契約が取結ばれて居るではありませぬか、此契約を取結びたる者の責任如何を私は御尋するのである、之に對して私は農商務大臣が知つて居るとか知らないとか云ふ事實の御話は聽きたくない、此本契約を爲した責任何れに在りやを明かに問ふのである、殊に諸君、米國の禁鐵問題は何れの時期に於て起つて居るか、昨年の八月七日であります、禁鐵令の出たのは昨年の八月七日であります、其當時に於て鐵の問題に就て考慮を運らさるゝならば、此本契約を結ぶと云ふことをせずとも、何か其當時に於て、善後の策を講ぜらるべき餘地が有つたと云ふことは明かである、然るにも拘らず其責任に關して明瞭に御答が無いと云ふことは、本員甚だ不滿に堪へない。更に農務商大臣の御答を煩したいのであります（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 仲小路農商務大臣。

〔國務大臣仲小路廉君登壇〕

○國務大臣（仲小路廉君） 御答致します（「應々濫褸を出したではないか」「默つて聽け」と呼ふ者あり議場騷然）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます、答辯を求めて騷がれるのは不道理です。

○國務大臣（仲小路廉君） 早速君の唯今の御質問は此際に於て農商務大臣の責任を何と思ふかと云ふことであります、此問題に就きましては茲に此所爲行爲を、行政上政治上善後の處置を執ることの可否如何であります（「のう〳〵」「何だ」と呼ふ者あり）更に進んで（議場騷然）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

○國務大臣（仲小路廉君） 御聽きなさい――此事の爲に或は不當な行爲があるとか、不正な所爲があるとか、官紀上の問題であるとか、是は全く別の問題である、それでありますから此の事に就ては、昨年

（發言する者多く議場騷然）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

○國務大臣（仲小路廉君） 此契約の事は、昨年の八月曾て米國の問題の起つて來た際に、分配上の必要がありますから、調査をした結果、此事を見出した見出したから匡正の途を執ると云ふのであります、何も不思議は無い。

〔此時發言する者多く議場騷然〕

○議長（大岡育造君） 早速整爾君。

〔早速整爾君登壇〕

〔拍手起る〕

○早速整爾君 私は農商務大臣に對して私の問の趣旨を能く御承知を願ひたいのである（「もう分つて居る」と呼ふ者あり）本契約を爲したる責任を私は御尋したのである、善後の處置を執ることを御尋したのではない、本契約を締結された時か、此問題に付て一番重大なる時期である（「責任を問はれて居るのは誰だ」「默れ」と呼ふ者あり）此責任は果して何れに歸すべきか、徒らに前時代の當局者に對して責任を嫁するが如き口吻を漏らす御方がありますから、私は此點に付て其責任を明かにして置きたいのであります、農商務大臣は亞米利加の禁鐵問題が起つて、始めて此鐵の問題を承知致したと言はるゝのである、禁鐵問題は昨年八月の初旬に起つた問題である、即ち此本契約を爲さるゝ前に於て禁鐵問題は起つて居るのであるから、現當局者が本契約を爲された當時の其責任は、免るゝことが出來ないと云ふことを御尋するのである、事實ではない、其責任如何と云ふことを明瞭に御尋致したいのである（拍手起る）

〔「同じ事だ」「答辯の必要無し」「答辯すべし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 農商務大臣。

〔國務大臣仲小路廉君登壇〕

○國務大臣（仲小路廉君） 昨年の米鐵問題が起つたに付きまして、此事柄を見出したのであります、それ故に將來の事を匡正する途を執つて居るのであります（「駄目だ駄目だ」と呼ふ者あり）此上最早御答する要は無いと思ひます（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 三土忠造君。

○三土忠造君 取消します。

○議長（大岡育造君） 早速整爾君、修正案の説明を求めます。

〔早速整爾君登壇〕

○早速整爾君 諸君、豫算に對する私の修正に關して一言申したいのであります（發言する者多く議場騷然）

○議長（大岡育造君） 靜肅に……

○早速整爾君 此修正案は既に印刷して諸君の御手許に廻してありますから、私は其各項に就て一々之を説明するの煩を省きます（「簡單」と呼ふ者あり）此修正の案に依りますれば、總豫算に於て歲出經常部外務省所管に於て、二十万二千四百九十九圓の削減となり、內務省の所管に於て六十万二千二百二十四圓の削減となり、大藏省所管に於て二千万圓の削減となり、遞信省所管に於て二十九万六千七百九十八圓の削減となり、合計二千百十二万千五百二十一

圓の減額となつて居るのであります、更に歳出の臨時部に於て、外務省所管に於て十二萬八千圓の減額となり、大藏省所管に於て百三十一萬二千八百三十二圓の削減となり、農商務省所管に於て十五萬千三百二十九圓の削減となり、遞信省所管に於て六十萬七千七百十三萬圓の削減となり、是が合計二百十九萬九千八百七十四圓の削減となり、臨時經常合計二千三百三十二萬千三百九十五圓の削減と相成るのであります、其內經常部の大藏省の二千萬圓の削減と云ふのは、即ち國債整理基金の繰入金を削減を致したのであります、此二千萬圓を臨時軍事費の財源にも充て、並に臨時事件の豫備費の財源にも充てると云ふ案を持つて居るのであります、斯くして臨時事件豫備費八千四百萬圓の中、千六百八十萬圓を減じ之を六千七百二十萬圓と修正する、而して臨時事件豫備費の歳入の中の二千二百萬圓の借入金を全部抹殺する、又臨時軍事費の豫算公債、並に借入金三千百九十五萬七千九百七十一圓とありますのを、千七百十五萬七千九百七十一圓と修正する、即ち此軍事費の財源の借入金の中から、千四百八十萬圓を削減すると云ふ意見であります、減債基金の二千萬圓の振向方に付きましては、色々の御說を承るのでありますが、增稅案の既に議決せられましたる今日、又吾々に發案權無き以上は、之を臨時事件費並に臨時軍事費の財源に充てゝ、一方借入金の減額をすると云ふことは、洵に機宜に適したる處置であらうと考へるのであります、斯くすれば大藏大臣が御心配になるやうな、之を濫費するなどゝ云ふ心配は毛頭無いであらうと思ふのである、此二千萬圓の減額は固より吾々の素論であります、今日に於て所謂還元を實行するの必要なしと云ふのが吾々の素論であります、此點に就ては政府の當局者も吾々の前に屈服をして、即ち此二千萬圓の削減には全體に於て同意を致して居るのである、即ち大正八年度以降は吾々の言ふが如く、此二千萬圓を減額すると云ふことを現に計畫中に現はして居る、唯だ大正七年度丈は之を其儘に存在をすると云ふ、此當局者の負惜みに似たる態度は吾々は寧ろ之を滑稽に存じて居るのであります、政友會の諸君は此二千萬圓は其儘にして、成るべく年度末まで之を使はないやうにして貰ひたいと云ふ希望を以ておいでになるやうにある、私は此減債基金を年度末まで使はないやうにすると云ふ意見がある以上、一方に於て借入金を減債を致して置くと云ふことに致しますれば、萬一の場合に於ては之を財源にすると云ふことは事甚だ容易であるのでありますからして、寧ろ借入金を減額すると云ふことが條理に適つて居つて、且つ是が財政上の計畫としては、頗る堅實なる仕方であると考へて居るのである、此の如くして吾々の修正を致したる金額、是は洵に僅々たるものに止まるのでありますが、是は主として新事業費に對してのみ削減を加ふるに過ぎないからであります、既定の歳出に就きまして、大に削減を加ふべき必要のあると云ふことは勿論で御座いますが、是は今日直に之を實行することが出來ないから、明年度、豫算を編成するに當りまして、之に一大整理を加ふるの必要があると云ふことを、私は先づ茲に言明を致して置きます（拍手起る）私は豫算に關する討論の場合に於て更に意見を申述ぶる積りであるので、此案に對する修正の大體丈を茲に說明致して置きます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　鈴木梅四郎君。

〔鈴木梅四郎君登壇〕

○鈴木梅四郎君　私は吾々同志の修正致しましたる修正意見、並に此豫算に大體に贊成を致しましたる趣意を簡單に述べます、吾々同志も此度の豫算に對しましては、斧鉞を加ふる點が餘り多くないのであります、即ち內務省の視學官の設置の經費、大藏省の國債償還基金、それから大藏省の臨時部の專賣局東京試驗所新設、鹽專賣の倉庫、遞信省の航路擴張此五項目に亘りまして、其金額は二千百一萬千三百四十圓と云ふ金額に過ぎないのであります、而して此視學官新設、航路擴張費は、行政整理の趣意を以て削減したのであります、鹽の倉庫の如きものは、鹽專賣に對しましては吾黨年來の主張があります、是は根本的に大に改革を加ふる趣意を以て削つたのであります、國債償還基金は吾黨多年の宿論でありまして、是は憲政會の諸君並に政友會の諸君の如く最初より此問題に左樣な深き意味を持つて居らない、是は一時は政治上の問題になつたやうで御座いますけれども、吾黨は左樣に考へて居らなかつた、多年の問題で御座います、其宿論に基いたので御座います、斯樣に致しまして豫算全體に對して吾黨は殆ど此外は總て協贊を與へて居りまする次第を一言申述ぶるのであります、御承知の通り國防の充實、是が最も大切なる問題であります、此點に付きまして無論不徹底の免がれない點もあるのでありますが、海軍の如きは大正十二年度までの計畫と致しましては確に工業能力の許す限り及び財政の許す限りの「ベスト」を盡して居ると云ふことを私共は認めたのであります、陸軍の關係になりましては、大なる遺憾の點があるのでありますが、吾黨多年の主張で御座いまする兵器の改良・航空隊、自轉車隊等の擴張、それから工業動員の準備と云ふやうな點、吾黨の多年主張致しました所に依つて豫算を編成して居りますので、不徹底の點はありますが、是等も矢張認めて居るのであります、其他財政計畫の方から申しましても、富豪階級に臨時及永久の增稅を課すると云ふことは、昨年の議會に於て此壇上に於きまして、私は政府に警告したので御座いますが、それを採用せられて居るのであります、斯樣に致しまして先づ不十分不徹底の點はありますけれども、大體の所承認を與ふべきものとして協贊を與へた譯で御座いますが、唯だ吾黨と致しまして最も遺憾とする點丈を茲に明言して置きます、それは何であるかと申しますれば、矢張此壇上で黨を代表して私が警告致しましたる中に、根本的の行政整理、官業及官有財產の整理及利用と云ふことを急いでやるべしと云ふことを警告致して御座いますが、此點が殆ど手が著けて無いと云ふことを、最も遺憾とするのであります、それから我黨多年の主張で御座いまする下層階級の安寧幸福に關する問題、言ひ換へれば社會政策の問題に對して、政府は不徹底ながらも此度は多少之を加味して、殊に世間に向つても吹聽をしたるにも拘はらず、政友會及憲政會の反對に遭ふて、直に其主張を撤回して、殆ど此豫算の上に於ては社會政策と云ふものに付ては何等痕跡を留めぬやうになりました點が、最も吾々の遺憾とする所であります（拍手起る）それ故に私は現內閣諸公に警告を致します、此次の財政計畫を立てられる時分に當つては、根本的の行政整理、官業及官有財產の整理と云ふものを斷行して、且つ社會政策に今少し徹底的の施設を爲さることであるのであります、社會政策の事に關しては、我黨は多年の主張でありますのみならず、殊に本年度は宣言に於て、總理の演說に於て、天下に之を示して居ります、何故に吾々は此問題を必要とするか、即ち軍備の充實と云ふ此問題に關係し、殖產興業の振興と云ふ此問題に關係して、即ち言葉を換へて申しますれば、富國強兵と云ふ此大事な問題に關係致しまして、強き兵士を得ること、能率の高き勞働者を得ることゝ云ふ此重要の點に於て、社會政策を最も必要と感得するからであります、歐羅巴の大戰の結果は、確に之を證明致して居るのであります、申す迄も御座いませぬ、我帝國軍人の九割は皆貧民階級の者であります、又殖產界に働いて居ります所の勞働者の九割迄も、矢張り貧民階級であります、此多數の庶民階級が社會組織の不完全なる爲に、衞生狀態が非常に惡くなつて居るのであります、花柳病の蔓延、肺結核の增加、殆ど國民全體を通じて甚だ健康上宜しくない現象を呈して居るのであります、即ち私が此程陸軍大臣に質問したる如く、顏色憔悴、形容枯稿致しましたる屈原式の兵士が多いのであります、屈原式の勞働者が多いのであります、何の爲に然るかと申せば、即ち是等の下層階級が今日生存競爭の巷に立つて戰つて居りまするが、其收得する所の金と云ふものは、僅々衣食する外に餘裕は無いのであります、其衣食する外に餘裕の無い生活狀態でありまする爲に、一朝病に罹りましては、直ちに相當の醫師に就て之を診療することを得ないのであります、故に病氣は自然に重くなるのであります、終りに之が爲に危急に迫つて、醫者に掛ります時には時既に遲しで、終に夭死をする者もあるのであります、然らざる者も弱い人間となつて、所謂屈原式の兵士、屈原式の勞働者を見るのに至るのであります、此問題に付て諸君の御清聽を願ひたい一の事實談があるのであります（「修正はどうした」と呼ぶ者あり）私の知つて居ります一後備軍人の實際談であります、此後備軍人は、唯今月收三十圓程の收入のある者である、そこで（「止し給へ」「それが豫算の修正ですか」と呼ぶ者あり）夫婦に子供が三人ある、內の上二人は女で、末に男子が一人、此男子が五歲になりましたが、昨年風邪を引きました後が肺炎となつた（「止せ々々」と呼ぶ者あり）醫者の手當十分ならざる爲に段々重くなつて、終に入院沙汰に迄及びましたが、不幸にも之が死んだのであります、然るに此一人の男子を失ひまして、葬式を營む迄の間の費用がどの位掛つたかと申しますると、約六十何圓の費用が掛つて居る、醫者の診察代若く

は藥價、入院料、葬式料等を加へまして六十何圓に及んで居るのであります、所で僅か三十圓の收入のある人でありますから、此缺陷を補ふ爲には、二箇月の間と云ふものは（「脫線々々」と呼ふ者あり）食はず、飲まず、著ずに居らなければ此缺陷を補ふことは出來ないのであります、尤も此（「止せ止せ」「簡單に願ひます」と呼ふ者あり）缺陷を一時に補ふことが出來ない爲に、借金をして居るのであります、が、借金は高利貸と質屋から借りて居る爲に、利息が中々高い、三割七八分に當る爲に、矢張り一箇月位の收入は此利息に取られて仕舞ふと云ふのであります、是は軍人一人の現に私が知つて居りまする所の實例であります（「止せ〳〵」「止せよ」と呼ふ者あり）斯樣な仕末で御座いますから、屈原式の兵士の出るのは尤もであります、屈原式の勞働者の多いと云ふことも當然の事ではありませぬか、然るにです、斯樣な問題に付きまして私は大に心配を致しまして、政府の當局者に、國防の充實は宜しい、併ながら充實の眼から見ると云ふと、豫後備の多數の軍人に斯樣な者のあるのはどうであるか、是は軍備充實の上からどうであるかと云ふ質問をしたので御座いまするが、當局者は之に對し甚だ冷淡な、不徹底な返答をなされて居るのであります、甚だ吾々は感心致さないのであります（「止せ〳〵」と呼ふ者あり）御承知の如く社會政策の主なる點はと申しますれば、防貧救貧の事業で御座いますが、防貧救貧の事業の殆ど七八割と云ふものは、疾病に對する醫藥の設備をすると云ふこと、それであると云ふことは獨逸に於ても、英吉利に於ても、佛蘭西に於ても、實際の事實であるのであります、然るに我國の現狀は左樣なことでありまするからして、是は政を執りまする者が、大なる考を以て之に相當の設備をしなければならぬと云ふことは、私の論斷を俟たぬのであります、此故に私は來る議會に於て、來年度の財政計畫を立てられる時に當つては、此社會政策の研究を十分に致して、相當の設備を爲すべしと云ふことを政府當局者に警告するのであります、同時に政友會の諸君、並に憲政會の諸君にも、此問題を今少し御研究あらんことを忠告するのであります、此度の議會に現はれました所を以て見ますると、政府は無論のこと、政友會の諸君も、憲政會の諸君も、此大事な社會政策問題に對しては無智無學にして、且つ冷淡極まると云ふ評語を下されましても（「のうのう」と呼ふ者あり）一言の――（「無智とは何だ」「無用々々」「失敬なことを言ふな」と呼ふ者あり議場騷然）御默りなさい。

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

（「無智無學とは何のことだ」「取消せ馬鹿つ」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　鈴木君、滿場に向つて感情を挑發するやうな事を言はれるのは宜しくありませぬ

（「取消せ取消せ」と呼ふ者あり）

○鈴木梅四郎君　いや、其點は私の速記錄を能く御覽下さい、無智無學にして且つ冷淡であると云ふ批評を受けても、一言の申譯はあるまいと云ふことを言つた（「取消せ取消せ」と呼ひ議場騷然）取消す必要はありませぬ、論より證據、無智無學と云ふ理由を是から申上げます（「不當々々」と呼ふ者あり）何故是が不當であります（「謹聽々々」「脫線するな」と呼ふ者あり）私は獨逸人の此度の戰爭に於て熱烈なる愛國心を發揮し獨逸の兵士の如何にも強いと云ふことに付て、政府は何が原因であるかと云ふことを研究して居るかと云ふことを質問したのでありまするが、政府は之に對して未だ何等の研究をして居らぬと云ふ說明を致して居ります、さうして國民的衞生狀態の不良なることは、私の質問する通りに認めて居るが、之に對しても結局精々注意すると云ふ外に何等の案が無いのであります、所で此度の豫算に現はれた上で、社會政策らしきものはと云へば、先づ通行稅の全廢、石油消費稅の全廢、斯樣のものである、所が此僅に現はれました社會政策の問題が政友會から强談を受けたら、政府は如何なる態度になつて居るか、俄然として腰を折つて、自己の主張を拋擲し去つたではないか、是は社會政策に經驗のある政府ならさうでない、私が他人から無智無學にして且つ冷淡であると云ふ批評を受けても、申譯があるまいと斷言するのは是である、又憲政會の諸君も餘り大きな事は言はれない、憲政會の代表演說者は、殊に我か國民黨の方に向つて如何なる言葉を費されたか、國民黨は社會政策とやら云々と云ふことを殊に言はれて居る、諸君、社會政策とやら――今日の此世界の有樣、日本の現狀を知らずして、社會政策とやらと云ふことは果して何事でありまする、是が即ち世間から無智無學にして且つ冷淡なりと云ふ批評を受けましても、一言の申譯はあるまいと私が言ふ譯であります、更に政友會の諸君にも申分があれば申します、代表演說をされた政友會の一議員は、矢張り憲政會同樣に我黨の方に向つて、社會政策の講釋を御止めになつて云々と云ふことを確に明言されて居ります（「分らないことを言へば言ふ」と呼ふ者あり）即ち私が前段に述べましたが如き、社會政策は軍備充實の上に重要なる關係を持つて居ると云ふことを無視されて居るのである、此點に於きましては、政友會の諸君も、憲政會と正に同樣であります（「社會政策は君一人の專賣ではないよ」と呼ふ者あり）斯樣な事實から、私は世間から無智無學にして冷淡なりと言はれても申譯はあるまいと申したのである、諸君、今や歐羅巴の政治は社會政策と云ふものが其全體であると申して宜しい、即ち今日の敵味方と立分れて戰つて居りまする、全智全力を盡して戰つて居る、此戰は多數の庶民階級貧民階級の手に握られて居るのであります、其勝敗の鍵は此多數の庶民階級の手に握られて居る爲ではありますけれども、社會政策と云ふものが政治の大部分を占めて居るのであります、斯樣なことで御座りまして即ち獨逸が強いと申しまするものも、千八百十四年に鐵血宰相「ビスマーク」が徹底したる所の社會政策を實行して、即ち個人の利害、國家の利害と云ふものを同樣に……（「千八百十四年に「ビスマーク」は居ないよ」と呼ふ者あり）國家の利害、即ち個人の利害、此の間に殆ど徹底的の愛國心を起さしむる所の茲に有力なる所の法律が出來た爲である、斯樣な見地から、私は日本の政治社會の如何にも多數の下級階級の安寧幸福の問題を忘却致して居りまする事に付て、深き憂を懷いて居るのであります、斯樣にして私は政府に向つて、殊に來年度に於ては徹底的の成案を出されんことを希望致す譯であります、終りに臨みまして私は製鐵所問題の、所謂委員會の懇談會員の一人であると云ふ爲に、名前を朗讀されましたから、あの時の問題を序に一言申して置きます（「謹聽」と呼ふ者あり）成程私も懇談會員の一人即ち我黨を代表して出て居りました、併ながら當時の私の今に覺えて居りまする所で申しますれば、鐵の事業と云ふものは非常に大切な事で、是非之を盛んにせねばならぬのである、所で民間の製鐵所は其原料を得ることに付ても頗る困却致して居る、それ故にどうか製鐵所を擴張するならば、成るべく半製品を民間に分布してさうして、民間の鐵工業を十分に發達させたいものであると云ふ、此意見には吾々も贊同を表したのであります、さうして私も參加致しましたのでありますが、御承知の通り國民黨から私が一人、政友會からは三人出て居られたが、寔に少數な委員でありまして、大多數は憲政會の諸君である、そこで私共が其大體の趣意に依て、此政府所有の製鐵所から拂下げられるものは、均等に汎く拂下げられる趣意を以て贊成をし、懇談をしたのである、之を一會社若くは數人の人に專有せしめるが如きは、吾々は殆ど考へて居らない、私は此問題が起りまして始めて驚いたのである（「さうぢやらう」と呼ふ者あり）私共はあの時分に骨折つて此事に盡力致しましたが、斯樣な事になつたとは寔に驚き入ると云ふ考を僚友に話を致したのであります、私共は其懇談會の濟んだ後の事は、岡崎君か左樣な運動をされたか、或は知名の人々が寄つて會社を拵へたか左樣な事は一切存じませぬで、此度の議場に於て始めて承つた譯でありますから、御參考の爲に一言申して置きます。

（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　是より議事に入る筈でありますが、三木武吉君より議事の進行に關する發言を求められましたから、之を許可致します。

○三木武吉君　私は――（「登壇々々」と呼ふ者あり）

（三木武吉君登壇）

（拍手起る）

○三木武吉君　本員は政府に對して臨時總理大臣の任命は何時ありしや、及び何人に對して下命せられたものなるやを御尋致したいのであります（「何だい」「それは議事の進行ではない」と呼ふ者あり）先刻我黨の齋藤隆夫君から內務大臣に對して爲したる質問の答辯に、其第一回の答辯と致しましては、內務大臣は閣議に於て總理大臣に代るべき者を定めて此席に出でて居るのであるから差支ないと云ふ御答辯になつたのである（「其通り」と呼ふ者あり）齋藤君の追究に依て第二に答辯せられた、其答辯の要旨は、命を受けて總理大臣の事務を代理するのであると答辯されたのであります（「總理大臣の命を受けてだ」と呼ふ者あり）第二の答辯は即ち內閣官制第

八條に依るの命であらうと私は信じます(「のうのう」と呼ぶ者あり)第一の答辯に內閣官制に認められざる所の、不法の代理決議であると私は信じます(拍手する者あり)內務大臣の答辯が前後に於て矛盾を爲したる以上は孰れか眞なりやを確めるの必要があるので御座います、更に私が此疑を挾むのは(「進行妨害」と呼ぶ者あり)僅に政府委員の任命ですらも官報に之を揭載し、議場に報告せらるゝので御座います、總理大臣の代理任命を爲す此重要事件を、官報に揭載をも爲さず、議場に報告をも爲さず突如として此席に於て、追究に依て後藤大臣が報告をせらるゝと云ふことは、私は勅命を僞るの罪は、事死罪に當る重要事件で御座いまするから(拍手する者あり)固より內務大臣はそれに對して僞を述べたのであるとは申しませぬが、曾て己れの野心を全うせむが爲に、國憲を暴露して尙ほ恥ぢざるの大臣でありますから、何事を爲すやも分らないので御座います、更めて此處で質問を致さなければならぬので御座います。

〔拍手起り「書面を以て答辯すべし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 後藤內務大臣。

〔國務大臣男爵後藤新平君登壇〕

○國務大臣(男爵後藤新平君) 唯今三木君の御質問に答へました點から、御疑問が起つたのであります齋藤君は內閣官制の正條を引いて御話でありました其事は承知致して居りますと斯う言つた、それから命を受けて居るかと言ふから、命は受けて居ります併ながら今三木君の御尋は、齋藤君の命を受けて居ると云ふ事の意義と、私の命を受けて居ると云ふ意義とを、混同して御尋になつたやうであります(「のう〳〵」「命とは何だ」「命とは何人の命なりや」「八釜敷い默つて聽け」と呼ぶ者あり)此國務大臣は總理大臣の不在の時には、其首席の大臣、若くは其差支がある時には其次の大臣が、此或職務に就て總理大臣を代表した一部の事を爲すと云ふことに付ては命を受けて居る事を申したのであります、而して又官報に出すとか出ぬとか言ひますが、是は即ち副署をしたりするやうな事で、即ち臨時總理大臣として全部を代表する場合である、其事は承知致して居ると先刻言つたのであります、其通りでありますからして、先刻誰方か御發議になりましたやうでありましたが、又齋藤君であつたかと思ひますが、誰である、此席で代理をする者は誰であると云ふ御尋がありましたが、別に申上げませぬでした、それは即ち首席の大臣が其代表を致します、それは或事務を其國務大臣たる者が代理を致しますのであります。

〔「官制にない」「議長々々」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 床次竹二郎君。

〔「議長橫暴だ」と呼ぶ者あり〕

〔床次竹二郎君登壇〕〔拍手起る〕

○床次竹二郎君 本員は豫算委員長の報告に贊成を致します、多少の修正を加へましたのは、本年度に於て是等費用を削除致しましても、敢て國務の進行上には差支ないと認めたるに依る譯であります、今年の此豫算の大體を見ますと、六年度に比較致しまして增加して居る金額は、一億餘萬圓であります、其中國防の充實費が約六千萬圓、製鐵所の擴張費が一千餘萬圓、敎育費國庫補助一千萬圓、此三項を控除しますれば其他は僅か三千萬圓內外に過ぎない增額であります、之を六年度の經費に比較しますれば約百分の五の增加に過ぎないのであります、而して敎育費一千萬圓は昨年の本院に於て建議致したものであります、是は寧ろ其不足を感ずるのでありますで製鐵所の擴張費に至りましては、今日の場合至極相當な施設と信ずるのです、要するに七年度の豫算は、曩に增稅案の決議があつたと同時に、隨て其歲入計畫を改められ、歲出に於て主要の問題たる國防案も既に承認をせられたのであります、夫故に本員は此處では唯だ豫算に關する大體の所見を申述べて置くことゝしたいと思ひます、國防の計畫に就きましては、增稅の委員會に於て、一員より陸軍大臣に斯樣な質問を致したのであります、第一今回の計畫に於て、二十一個師團は凡そ完成充實されたものと承知して宜しいでありますか如何、第二には隨て近き將來に於て、更に充實費の要求になる如き事はありませうか、第三には今回の計畫を認めれば、それに引續いて近き將來に於て、之をやつたから更に是もやらねばならぬと云ふが如き、要求を爲さる事はありませぬかと、之れに對して陸軍大臣よりは第一大體今日の計畫を以て、戰鬪能力を備へたものと認めます、第二の問に對しては、今回の如き大なる充實を爲す必要がありませぬ、第三の問に對しては今回の充實をやつた結果、連繫して是もやらねばならぬと云ふやうなものは先づ無い考である、大體斯樣な趣旨の御答辯を得たのであります、吾々が今度の計畫を見ますと云ふと、特科隊の編制を改正されて居るのであります、既に此特科部隊の編制を改正された以上は、之に伴つて首腦たる步兵及師團編制の如きものも、自ら改正せらるべきものではないかと思ふのであります、又現に聞く所に依れば、我が元帥會議に於ては、師團其他の編制改正に對し、一人の異論者も無かつたと云ふことを聞いて居るのであります、旁々吾々は今回の計畫は、是れで完結せるものであるや否やと云ふことに付ては、疑を存する者であります、けれども寺內元帥を首班として居る現內閣のことでありますから、其說明には重きを置いて、此機會に於て後日の爲、特に茲に之を私は明かにして置きたいと思ふです、想ふに歐洲大戰以來、軍事に對する我國民の自覺は著しく進步致しました、斯る機運に際會しては、政府者は宜しく十分に胸襟を披瀝して以て、國防計畫の全體を國民に了解せしめ、兼ねて國防の將來に向つて覺悟をせしめ相俱に擔任せしむべきやうに導くと云ふことは、最も然るべき措置であると考へるので、尙ほ言葉を換へて申せば、爲政者は常に國民の主張の赴く所を察して、之を善導すべきものである、然らずして當局者が思ふ儘に國民を從はしめむとするが如きことあれば、是は最も戒むべき事であると信ずるのであります、故らに茲に一言を費して置く、試みに現時の大戰に鑑みて見まするに、今回の此國防計畫のみにては、尙ほ滿足することの出來ない點が段々ある、例へば飛行機及潛水艇の如きは、其數に於ても不足であると思ひます、其製造の施設に於ても、亦不十分であると思ふのです、此點は大艦の――巨艦の製造能力の增進と共に、最も努力を要すべき餘地が十分に在ると考へます、又兵器殊に彈藥の製造能力も其規模を補足擴充と云ふことが、最も當面の急務ではないかと思ふのです、故に是等の點に付きましては、官民工場の能力の統一調節を圖り、或は人と金とを以て兼ねて民間工場を補助指導をして、力めて便宜を與へる等の方法を攻究すると云ふことは、亦必要な事であらうと思ふのです、何れに致しましても、是等の點に就ては最善の努力を爲すべきではないかと今日の時節は思ふのです、此點に就ては豫算委員會に於ける吾黨の野田君より希望を述べられて陸海軍大臣共に其希望に應ふべく努力を致すと云ふ答辯を得たので、本員等は滿足致す所であります、敎育の事に付ては義務敎育費の外に、本年度の豫算に於ては、幾多の高等學校等が增設されて居ります、是は固より異議の無い所であります、吾々の希望としては、更に一般の學制に關する制度を速に改正をして、時運に適應するやうな處置を執つて頂きたいと云ふことを望むのであります、もう一つ產業の發達を圖るには、申す迄もなく運輸交通の施設を普及すると云ふことは、最も急務であります、今度の鐵道の計畫の如きは吾黨年來の主張でありますから、固より贊成を致すのでありますが、尙ほ海陸の連絡設備に關しても、計畫する所あるのを切に希望するのであります、殊に海運の發展に就ては、今日の時局直ちに其施設を許さゞる事情もあらうと思ひますが、併ながら此事は、戰後の經營としては最も大事な事でありまして、今日から相當の考慮を要すべきものと思ふのであります、以上大體の所見を述べて贊成の意を表するのであります、茲に終りに望んで一言辯じて置きたいと思ふのは、今度の此豫算に於て、政友會が社會政策を打壞した如く論ぜらるゝのでありますが、全體今度の豫算に於て――豫算なり、增稅案なりに於て、政府が社會政策を立てたとは吾々承つて居らぬ、或る一員から社會政策に就て問はれた時分に、大藏大臣は、稅制の整理、負擔の均衡を圖ると云ふことは申したが、社會政策とは申さなかつたと言はれたやうに承つて居る、成程さうであると思ふ、社會政策として政策を立てらるゝならば、もつと恐らく施設し考慮すべき事は幾多あらうと思ふのです、今申された事は如何なる點を以て申されたのか、恐らく交通稅の廢止が成立たなかつたことを以て、社會政策を打壞した如く考へられて居ると思ひますが、吾々は今日の時局に於ては、增稅案の時に吾黨の元田君より申された如く、稅制の整理も必要であらう、併ながら今日の時局に於ては、經濟上から考へ、其他の事情から考へて、斯の如きの整理は、之を後年に讓るが至當であると云ふ考であつたのです、而も吾々は郵便稅を引上げ「メリヤス」稅を新たに起し、飴を甜めても稅を取る、「ラムネ」を飮んでも、蜜柑水を飮んでも稅を取つて、尙ほ茲に交通稅を廢するの必要は認めないのであります(拍手起る)それで以て是が社會政策が出

來たとは思はぬのであります（拍手起る）吾々をして若し社會政策を立てしむるならば、尙ほ考慮すべき事は他にあります、或は世の中から、政友會は社會政策を打壞はした、無智無學の徒であると評する人もあるかも知りませぬ、併し今日の社會は左樣な無智無學な人ではないと思ひます（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 早速整爾君。

〔早速整爾君登壇〕〔拍手起る〕

○早速整爾君 諸君、吾々は根本に於て現內閣の財政計畫に同意せざる者でありますが、其理由は過日增稅案の本會議に於て、既に述べ盡されて居るのでありますから、私は爰に成るべく重複を避けて申述べたいと思ふのであります、國防計畫が頗る不徹底であると云ふことは、既に此全院各黨を通じての議論であります、今日では輿論も亦總て此國防計畫の不徹底を認めて居る際であります、之に關しては、矢張私は此席で其意見を繰返すことを致しませぬが此國防計畫に伴ふ財政計畫の前途に關しましては、私は爰に一言することを禁じ得ないのである、國防計畫に伴ふ財政、是が全く將來の財政計畫の骨子となつて居るのであります、財政計畫の根本問題である、然るに現內閣は此骨子の問題たる將來の財政と云ふことに付ては、殆ど何等の御考も有して居られないのに似て居る、私共が現內閣の財政計畫が無方針である、無責任であると申すのは、即ち此點なのです、國防の爲に增稅をすら行ひたるに拘らず、將來の財源に關しては莫大の缺陷を生じて來ると云ふ事を一向御存じないのである、唯だ一時的の彌縫を事とする所の財政計畫を立てゝ居らるゝのでありますが、私が申す迄もない、財政は固より一時の豫算のみに止るものでは御座いませぬ、將來に影響するものである、將來に關係を有するものである、財政の局に當る者は、少くとも五年十年の前きを見渡して財政の計畫を立てると云ふのが、即ち責任を知る者の處置であると言はなければならぬ、實は財政當局者も其理窟丈は御承知なのです先月二十二日の本會議に於て大藏大臣が斯う言つて居る「國防の計畫上後年度に亘りて必要なる恆久的財源を調達するの目的を以ちまして租稅云々其他增收の計畫を立てました」後年度に亘りて必要なる恆久的財源を調達する目的を以て增收の計畫を立てました。

〔此時議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く〕

○早速整爾君 財政計畫は將來に亘るものであると云ふことは、流石御承知である、然るに諸君、私共が豫算委員會等に於て屢々論じましたるが如く、此財政計畫の中に、海軍々備の補充費すら除外をせられて居るではありませぬか、此に至つて財政計畫は全く支離滅裂である（拍手起る）海軍の軍備補充費まで――是れ全く確定的の歲出であります、極り切つたる歲出であります、八四艦隊にせよ、八六艦隊にせよ、此艦隊の補充をすると云ふことは、全く艦隊の勢力を維持する所以の途である、是は或意味に於ては殆ど經常的の歲出であります、極り切つたる經費なのです、此補充費が財政計畫の中に無いと云ふことになれば、海軍は立往生である、海軍の艦隊は立往生である、如何にして八四艦隊の勢力を維持すべきか、如何にして八六艦隊の勢力を維持すべきか、二年三年の後には海軍の艦船と云ふものは、全く立往生をしなければならぬと云ふことに相成るのである、世の中には艦隊補充法を拵へて、海軍の補充費は、經常の支出の中に入れなければならぬと云ふ議論が盛んに行はれて居ると云ふ程の今日である新なる要求では御座いませぬ、新たに起きた問題ではございませぬ、此海軍の艦船の補充費と云ふものが、未來の財政計畫の中に加はつて居らぬ、此位一體無責任なる財政計畫の立方はない、私は實に驚いた、財政當局者の非常識なのに驚いた、此位明白なる問題すらも、財政計畫の中から除外をせられて居ると云ふ一事――唯だ此一事如何に現內閣の財政計畫が無責任であると云ふことは明白に之を論證することが出來るのであります（拍手起る）尤も先月の二十二日の本會議に於て、寺內總理大臣の演說中に斯う云ふ事があります「海軍に付ては艦船補助の計畫を立てました」斯う言つて居る、それから勝田大藏大臣の御演說中には「海軍々備の補充を計りました」斯う仰しやつた其當時の御考と、後の豫算委員會等の說明の御考と違つて居るのである、或は此補充と云ふ言葉は、其意味か全く違つて居るのであるか、是は私の存せない所である、如何にも此點に於て我內閣の諸公の御考と云ふものが、甚だ矛盾をして居ると云ふことを茲に斷言しなければならぬのであります、斯う云ふ有樣なんで、新たなる計畫を別にして、殆ど經常的の歲出とも謂ふべき補充費すらも、財政計畫の中に無いのでありますからして、故に新規の擴張計畫、或は大艦二隻を造らなければならぬ、或は更に補助艦隊を造らなければならぬと云ふが如き新規の計畫と云ふものは、無論此財政計畫の中には加へてはないのであります、是で以て將來の財政が、うまく切盛りが出來べき筈がない、私共が見ても、此補充丈の財源はどうするか、新たに要求すべき國防擴張の費用は別として、其補充費丈でも其財源を孰れに求むるかと云ふ質問に對して、委員會に於ての大藏大臣の答辯頗る曖昧にして、殆ど答辯の體を成して居らぬ、是は御答が出來ない筈であらう、どうして此補充費を辨じて行くか、更にどうして新規なる費用を辨じて行くか、此點に就ては全く現內閣の財政當局者には、何等の用意も有して居らないと云ふ事を斷言致すのであります、斯うなつて來ると洵に國防の前途は危險である國防の前途が危險であると同時に我財政の前途と云ふ者は頗る不安心であると申さなければならぬ、吾々は唯だ此點にのみ關しても增稅が全く無意味になる故に此增稅に向つて同意する事が出來ないと云ふ事を申述べたのであります、政友會の三土君が申述べられたる意見などに依ると、是は政友會の諸君も御同意らしい、唯だそれは將來の事である、今は差向き間に合せの計畫でもして行かなければならぬと云ふやうな御意見の如く承つたのであります、此點が吾々と考が違つて居る、苟も財政計畫を立つ以上は、未來の事―未來を計らなければならぬ、將來の計畫と云ふものか明かにならなければ、吾々は此財政計畫の根柢に向つて同意をすることは出來ない、所謂間に合せで、こゝ一年二年を一寸ずりにずつて行くと云ふことに就ては、私共政友會の諸君と所見を一にすることは出來ないのであります（拍手する者あり）更に諸君、此豫算の編成の仕方に就て考へましても、洵に當局者の爲され方と云ふものが杜撰である、放漫である、其一つの證據は、御承知の如く此大正七年度の豫算の中には、所謂自然增收と云ふものが、七千萬圓と云ふ多額に計上を致してあるであります是は固より時局との關係に於て、時局の賜とも謂ふべく、此の如き多額の增收を得られると云ふ見込を立てられたので御ざいませう、併し私共は此七千萬圓と云ふ多額の自然增收が、將來に向つて繼續し得るか得ないかと云ふことに就ては、固より大なる疑問を有して居るのみならず、或は一年二年の後、時局終結の後を考へますれば、此の自然增收七千萬圓と云ふものは、無論之れを維持することは出來ないと云ふことは、私共は信じて疑はぬのであります、然るに政府當局者の說明に依りますれば、大正九年度以降には、成程此の收入が幾らか減じて行くものと見る、是れに於いて七百四十萬圓丈は此の收入の中で切落して計算を立てゝあると云ふ御話である、七百四十萬圓と云ふ數字の基礎は、私共之れを孰れに求められたのかを詳かにすることは出來ぬのであります、其の程度の問題は姑く措いて、時局一たび終結する曉には、此の自然增收が非常に減じて來るであらうと云ふ事丈は、何人と雖も之れに疑を容れないのであります、而も數年の後に至れば、別に三四千萬圓の自然增收があると云ふことを見込んで居らるゝ、是は大藏大臣並に大藏次官が屢々委員會で明言せられたので、吾々の質問に對して御答になつて、物價騰貴と云ふことに關して、將來歲出が增加すれば如何やうになりますかと云ふ御尋に對して、物價騰貴に基くものは、若し物價が下落しない場合は、それは自然增收に依て之を支辨すると云ふ意味の御答である、又海軍の此製艦材料の如き、是は隨分物價の騰貴に基いては、歲出が非常な增加を示すべき筈である、本年の豫算に於きましては、物價騰貴に基く所の追加は、僅に九百萬圓計上せられてあるのであります、併し實際は一千八百萬圓を要すると云ふことを、現に海軍の當局者は言つて居るのであります、此計算から推して行けば、時局の收まらざる限りは、物價騰貴に基く海軍の製艦材料等の騰貴、之に基く歲出の增加と云ふものは、一箇年に於て約二千萬圓と云ふ數字を示すであらうと、私共は考へて居るのであります、此費用は何處から出すか大藏大臣答へて曰く、是も自然增收で支辨をして行く積りである、而して私は先刻論じたる所の海軍の艦船の補充費、是は隨分多額の金であります、多額の金で有ます、平均をすれば一箇年に七八千萬圓金の要る年も出來て來る、併し少くても千萬圓、二千萬圓、此多額の補充費は何處から出すか、大藏大臣答へて曰く、是も自然增收に依て支辨して行く事が出來るであらう――私は實に大藏大臣の計畫の杜撰なるに驚く、現に計上してある七千萬圓も、是は高きに失する算盤の取り方である、それは姑く措いて

將來三四千萬圓の自然増收があるであらうと云ふ推測である、一方に於ては物價騰貴に基く所の經費も自然増收に依り、製艦材料の増加も自然増收に依り海軍の補充費も自然増收に依る、僅か三四千萬圓の自然増收が見込通りにあると致しましても、果して左樣に多方面の――左樣に多方面の經費を、總て皆な自然増收に依て支辨することが出來るでありませうか、是れは斷じて出來る筈がない、海軍の補充費一つですらも、私は場合に依れば自然増收に依て支辨することが困難だと考へて居るのである、況や他の方面から各種の増加する所の經費を、皆な自然増收に依て支辨をすると云ふことは、事實に於て不可能であるのみならず、一體此海軍問題などに關しては、財政當局者の計畫の立方が全く間違つて居る、補充費の如き、殆ど經常的支出を自然増收と云へる全く不確實なる財源に依て支辨すると云ふことは恐らくは、今日の海軍當局者と雖も、自ら之に向つて同意を與へらるべき筈はないと私は信じて疑はぬのである、此一點のみに於ても豫算が頗る杜撰である編成の仕方が誠に放漫であると云ふことは、吾々明かに之を論ずることが出來るのであります、其他是は政友會の諸君の御言葉の中にもあつたので、物價騰貴に基く所の經費、即ち官吏の俸給の如き、各廳の増加せる經費の如き、是が臨時事件費の中に計上してあると云ふことは、諸君御承知の通りであります私は此豫算の編成の仕方に付ても、如何にも疑を挾まざるを得ない、成程大正七年度限りのものであつて、時局に伴ふ物價騰貴である、此物價騰貴に伴ふ經費は、全く臨時的のものであると云ふことは、出來ない事はないけれども、私共此時局終局の後に於て、或點迄の物價騰貴は、認めなければならぬと云ふ事は信じて居る、それと同時に官吏の俸給の如きも、時局が濟んだらば、之を元へ戻すと云ふことは果して出來る事でありませうか、然るにも拘らず是等の經費を臨時事件費の中に計上し、豫算の中に加へて計上すると云ふことは、何か御差支があつたものと見える、殊更臨時事件費の中に加へて、追加豫算として今回の豫算に計上してある如きは、如何にしても、豫算編成の仕方に付て、我當局の其誠意を認むることが出來ないのであります、要するに斯樣な事實に付て判斷を致しますと、現内閣の財政計畫の立方は、全く姑息である、全く彌縫である、唯だ一時の糊塗手段のみに依頼したる財政計畫であると斷言して、少しも差支ない、此故に吾々が前日來數々申述べましたる如く、此度折角増税が出來たと言ふ、是では財政の基礎は決して鞏固にならぬ、増税、又増税國民は殆ど繼續的に間斷なく負擔の重荷に苦めらるゝに違ひないと云ふ、斯樣なる放漫なる財政計畫を以て、此議會に臨まれたのであります、殊に諸君増税計畫の先決問題として、吾々の同僚が數々此席に於て述べました如く、政府自ら己の部内の整理節約を行つて、已むを得ず増税に依ると云ふ其方法に依頼しなければならぬと云ふことは、是は明に分りたる修理である、それにも拘らず現内閣は自ら何等の整理も爲さず、自ら何等の節約をも加へず加へざるのみならず、現在豫算は彌々尨大を示し財政の前途の紊亂を裏書せしむるが如き計畫を以て此議會に臨まれたのである、誠に不安心極まる所の財政計畫と言はなければならぬ、危險極まる財政計畫と言はなければならぬ、吾々は斯の如き理由を以て、現内閣の財政計畫に向つて信任を拂ふことは出來ないので、根柢よりして此計畫を立て直さなければならぬ、是れが即ち吾々が前日來口を極めて訴へ來りたる所の意見であります、終りに私は大藏大臣の態度に關して一言致さなければならぬ、過日増税案の議事に於て天下の耳目を惹きたる如く、大藏大臣は議會の同意せざる形勢を見定めて、それに向つて自ら膝を屈するが如き、態度を以て、同意を言明せられた事實があるのであります、所が此大藏大臣が同意せられたる、即ち議場に於て否決せられたる増廢減税案は、大藏大臣自らが増收計畫の要點と斷言せられたる案であります、前日――二十二日の大藏大臣の演說を茲に私は朗讀せざるを得ない「此時局の趨勢に鑑み小所得者の負擔を輕減致し且つ下層階級の負擔たる租税を廢減し國民生活の安固と産業界の發展を期すると云ふ事を以て、増收計畫の要點と致しました」此増收計畫の要點と致しましたと言つた、重なる議案と云ふものが此議場に否決せられたのであります、肝腎なる計畫が否決せられたのであります、大藏大臣は本月二日の此税法案の委員會に於て、或一員の尋に對し斯樣に御答になつて居る「大體の趣意を壞されるならば私は大藏大臣としての責任を負ひます」大藏大臣が増收の要點と看做されたる計畫が壞された、打壞された、打壞されたならば私は大藏大臣としての責任を取りますと云ふ言葉に對し、大藏大臣は斷じて責任を取らなければならぬと私は思ふ(拍手起る)責任を御取りになるならば今日が誠に恰好の時機であります(拍手起る)私は此點に付て返す〳〵も大藏大臣の責任を問はざるを得ない、さなきだに、己の主張を蹂躪せられ、其蹂躙せられながら、それに向つて同意をし、否な屈服して、恬として恥ぢざる其大藏大臣の態度、それ自身が、態度自身が今日は既に大藏大臣に對する不信任の聲を高めて居るではないか(拍手起る)私は甚だ御氣の毒な感を起すのでありますけれども、斯の如き場合に於ては、無論内閣全體の責任であるけれども、少くとも大藏大臣の立憲政治の爲に、自ら進んで責任を取らるゝと云ふ事が、是が當然の處置であらうと考へて居るのであります(拍手起る)尙ほ問題になりましたる農商務省所管製鐵所の鋼片拂下に關せる問題に付きましては、先刻政府に對する質問應答に依て其時の事情と云ふものは茲に明かになつたと私は考へて居るのであります、私は先刻の質問應答に依て吾々は殊更今日は之を辯解するの必要なし(「辯解しないのぢやない出來ないのだらう」と呼ぶ者あり)事實は全く明かになつたと云ふことを申上げて、本日是で私は壇を降るのであります。

○副議長(濱田國松君) 福田辰五郎君。

〔福田辰五郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○福田辰五郎君 本員は唯今議題になつて居ります豫算案に付いては、三四の項目に修正を加へて、大體に於て政府の原案を承認した委員會の報告に全然贊成を表する者で御ざいます、今回政府の提出しました豫算案大綱を觀察して見まするに、第一には國防の充實、第二には産業の發展、第三には教育の進歩發達、此三大理想に依て編成せられたるものであると云ふのである、此理想に依て見まするど云ふと、何人も之に對して異議を挾む餘地はないのである、軍備の充實に付ては私が申すまでもなく焦眉の急である、日清、日露兩戰役に於て軍備が充實して居つたが爲に豫定の効果を得たので御ざいます、爾來各國國情の變化、若くは今次の戰爭に依て得た經驗に依りますれば、我國防の完成に一大修正を加ふべきになつた譯で御ざいます、又産業の振興と云ふ事に付きましては、國力増進の上に於て其必要なることは申すことでもないことである此題目には何れの内閣に於きましても、金看板として揭げて居つたので、併ながら其多くは實蹟に於て見るものが乏しかつたのであります、現内閣に於きましては、此點に付ても相當の施設をして居る、唯吾々の考ふる所に依れば、歐洲戰亂の結果に依て得た經驗に依て、自足自給と云ふ事が如何に必要であるとは云へ、此觀念に餘り囚れた結果は、日本國内に於てのみの自給自足と云ふことの施設に汲々として、廣く他の領域に亘つての自給自足は如何にしたくても、到底是れは不可能の事である、吾々は少くとも東洋殊に支那方面に迄自給自足の領域を推擴めて、兩國共通になつた自給自足の途を立てなければなるまいと考へて居るのでございます、然るに此の政府の施設を見まするのに、此の大策に付いては何等設備の無いのを唯々遺憾として居るのでございます、教育振興の必要なることに付きましては、殊に今次の戰爭に於いて其の顯著なるを痛切に感じたのである、今後の列強國の競爭は、單なる物質の競爭ではない、人の力の競爭であると云ふことは痛切に感じ得られたのでございます、獨逸が四面重圍の裡に在つて却て四隣を壓して居ると云ふことは、實に獨逸國民の教育的訓練に基く人の力の發露である、現内閣が此の教育の向上發展を目的として、大學高等學校及其の他の各種實業學校增設の計畫を爲したのは、固より至當のことであると信ずるのであります、而して此の豫算委員會並に本日の會議に於ての論議に徴しまするのに、國防問題に付ては敢て政府の施設を不必要なりとはせぬが、不十分なり不徹底なりと云ふ事は、何れの意見に徴してもさう云ふやうに感ぜられるので御ざいます、私共も國情の許す限り、國力の耐ゆる限り、より以上の擴張を望む者である、さりながら陸軍に於きまする今回の擴張は主として編制替に係る兵數の増加と、兵器の改良、特種兵科の按配、若くは増加に依て此戰鬪能力を増大にすることを得たのは十分認め得る次第で御ざいます、是以上急激の擴張は今日の國狀に居つては、或は不可能であつたかも知れぬのである、海軍擴張に付ては、是亦姑息なり不徹底なりと云ふ議論が盛んであつたのである、此不徹底なりと云ふ標準は何であるかと申しまするど、所謂八八艦隊でないから不徹底である、八六艦隊であるからまだ足らぬのであると云ふやうに

私等には覗取れたのである、私はまだ軍事には素人であつて分らぬので、八八艦隊と云ふものが、如何に難有ものであるかと思つて居りました所が、段々聞いて見れば、八八艦隊と八六艦隊とは其差僅かに巡洋戰艦二隻の相違であると云ふことである、して見ますれば、此八六艦隊と八八艦隊の差は、僅かに巡洋戰艦二隻の相違である、恰も五錢と六錢位の違ひである、さう大した差違ではない、故に假に兩國の海軍が何れが優つて居るか、何れが劣つて居るかと云ふ事を見まするのには、要するに其艦數が相匹敵して居るか、或は何れが多いかと云ふ事に依て之を鑑別するより外にはないので御ざいます、獨逸海軍が英國海軍に對抗する事の出來ないのは何であるか、八八編制を備へざるが爲ではないのである、英國の艦數に比して遙に少いが爲である、近く某國の軍備擴張案に依れば、我海軍の理想とする所の所謂八八艦隊が六組出來る譯である、して見ますれば日本が假に是と競爭を行はうとするのには其理想とする八八一隊どころか、八八艦隊の三隊四十八隻を造るも漸く其半ばに過ぎぬのである、斯る富國と海軍競爭を同種同樣の方法に依て行はうしたならば、國を傾くるも尚ほ及ばぬ次第であらうと思ふので御ざいます、本員が素人の常識觀としては大艦建造に付ては、斯る大富國と競爭するが如きは寧ろ諦める、否な諦めなければならぬことになるのである、不可能の事である、獨逸の海上に於ける威力は一に小艦の力である、堂々たる大戰艦隊は毫も與つて居らぬのである、今回政府の提案が、主として潜航艇、驅逐艇等此小艦八十隻の建造を目論見たと云ふことは今迄英國にかぶれて、大艦製造に熱中して居た當局者としては、頗る一段の進化をしたものであつて、斯る稱贊に値するものと斷言するものであります、斯る次第で御さいますので此軍備擴張の點に付ても今日の民度國情に於ては、施設相當なりと信じて吾々は之に賛成する次第で御さいます(拍手起る)最後に唯今憲政會の早速君から段々(「やれ〳〵」と呼ふ者あり)細かい御話を承つた、併ながら私共は豫算を審査するに當つて、唯々此費用は支出すべきものであるや、其施設は當然なりやを見れば宜しいのである、財政計畫と云ふものに付て段々御議論があつたが、五年も十年も先の財政計畫が何時も的確に其通り實行せられた例は無いのである、一年内の財政に於ても、今年の剩餘金が何程餘ると云ふことは當時の豫想で、必ずしも實額に相當するものではないのである、故に吾々は豫算を審査するに付ては、此支出は容して宜しいか、金を出してやつて宜しいかと云ふことを見るのが實務の當を得たるものと思ふのである、それから尚ほ此國防問題に付て、一面に不徹底と云ふ御議論があり、一面に財政計畫に付て杜撰なり不徹底なりと言ふ、此御議論も矛盾を免れないのである、何となれば國防計畫が不徹底ならば、徹底する迄の費用は先づ以て出すべきが當然である然るに費用は出してやらないで、仕事はお前達が十分徹底するやうに仕事をやれ、是は一方に財布の紐を緊めて金は出さぬと云ふことになつたならば、此位矛盾な事は無いのである(「誰が出さぬと言つた」と呼ふ者あり)言ふのではない、財政が詰り尻を括つて置いて、それが不徹底であるから金は出せぬ、一方に於て十分に擴張をしなければならぬと言ふのは、是亦二つの説の矛盾であると云ふことを斷言するに憚からぬのである、(「そんな事を言ふから被告人になるのだ」と呼ふ者あり)斯る次第で御ざいまして、我新政會は委員長の報告に全然賛意を表して、他の修正案には反對をする所以で御ざいます。

〇副議長(濱田國松君) 齋藤珪次君。

〔齋藤珪次君登壇〕

〔拍手起る〕

〇齋藤珪次君 諸君、私は豫算委員長の報告に對して賛成を致す者であります、本論に入る前に當つて一言申したいことであります、それは議院の體面と申すか、議院の議定權の尊重と云ふ意味に於いて、私は一言申したい、是れは吾々議員共通の問題であると信じます、それは諸君も承知て御ざいませうが、去十日の時事新報なる新聞の社説に於いて、我衆議院の此度の豫算査定を以つて「杜撰なる査定」と云ふことの題標の下に論評を致して居ります、而して其の結論を申しますれば斯うなつて居る「各政黨の歳出豫算削減なるものは何れも自己本位の杜撰なる査定にして俗に云ふ好い加減のものたるを見る可きなり」斯樣に結論致して居ります、是れは私は議院の議定權の上に於いて、吾々は一言酬ひざるを得ないものと信ずる、勿論院外の新聞が此の議院の決定に對しては、種々批評を試みるはそれは隨意である、併ながら目前に事例を示して、議院が決定して置くものを之れを無しと言ふ、豫算に於いて確かに議定したものを是れが無いと云ふが如きに至つては、是れは一言して置かざるを得ないのである、それは(「時事新報に往つて言つて下さい」「默れ」と呼ふ者あり)貴方はまだ馴れない御方であるから、そんな呑氣を言ふ(拍手起る)議員としてそれに甘んじて居りますか、即ち此の批評の中に斯樣に書いてある、凡て豫算に於て議定すべきものは、陸海軍の如き大なる豫算中に於て削減すべきものは澤山ある、然るにそれに目が著かない、さうして爭ふべきものでないものに向つて削減をして居る、如何にも議員の目がそこに到らざるを指摘するが如くに稱へ而して例へばとして、例へば議院の附近海軍省の構内に於て今建築しつつある大建物は、非常なる費用を要する模樣である、而して其費用なるものは何所に在るやと云ふと、豫算中には無い、見當らぬ費用である、之に依て想ひ起せば、先年横須賀の海兵團に於て新たに建てた物を未だ腐朽もしないのに移轉をした、それも費用が無くして流用か何かでやつて居つた、今回の議院の傍に建てた所の其建物も、多分は流用であるであらう、如何にも議院なるものは杜撰にして、其豫算の調査も爲さざるが如く記載されてあつた、而して其結論が唯今讀んだものである而して是は事實左樣であれば吾々何をか言はんであります、併ながら之を調査致して見れば、時事新報は寔に氣の毒なるかな、杜撰である、即ち吾々は此事實を調査致して見ますれば、此海軍省の今構内に建てつつあるものは、軍備充實費の中の第二項水陸設備費と云ふものがある、其第四目の建築費、而して其第一節に――いやそれは違ひました、第四目の中の第七節――第七節に技術本部製圖工場建築費と云ふものがあつて、是が大正五年度に於て十四萬四千幾圓と云ふものが出て居る、而して六年度は御承知の如く豫算不成立になつて居りまするから、前年度の範圍に於て之を支出致して居るので、即ち此費目と云ふものは明かになつて居るのであつて、海軍省内に造る所のものは、技術本部の製圖工場建築費と云ふことが明かになつて居るのである、且又横須賀海兵團の如きも、前申す如く水陸設備費の第四目の第一節に、横須賀鎭守府建築費として其中に海兵團の費用が五年度に於て二十一萬一千圓、六年度より七年度に於ても……

〔此時副議長濱田國松君退席、議長大岡育造君復席す〕

〇齋藤珪次君 繼續して未だ是があるのである、斯の如く明瞭なるものが豫算に現はれて居るにも拘らず、自らの其調査の不十分は之を顧みずして、議院の査定を杜撰なりと言ふが如きは、平生穩健なる時事新報の記事として、私共は甚だ遺憾に思ふ、是は議院の議權尊重の上から一言酬いて置くことが、全く議院の議定權の尊重であらうと信ずるのである、即ち私は之を一言致して、將來共に院外の諸君が餘りに議院を侮蔑するの風無からんことを望む、今回議長閣下の御盡力に依て、此新聞の記事が院内の事情を餘り非常に罵詈するが如き事無いのを私共は大に喜ぶ、之と同時に吾々議員も大に言動を愼重にして、さうしてやることが實に議院の議權を尊び、體面を尊重する所以であらうと存じますから、是は本論に入る前に當つて一言申して置く次第であります、偖て本論に入るに當つて、憲政會の早速君が大に熱誠を振つて、汗を流して論議せられた點は寔に多と致しますが、早速君は修正に付ての御意見と云ふものは、一向御述べにならなかつた、即ち唯々財政計畫を根本に於て信ずることが出來ない、自然增收が多過ぎる、軍備擴張に伴ふ此內閣の財政計畫は全く杜撰孟浪、決して是は信ずるに足らぬと云ふが如くに、如何にも大言壯語されたが、修正の御意見は如何になつたのであるか、前に早速君は修正意見として御登壇になつた時は、唯々數字のみを述べられて是は何々であるか故に不必要であると云ふやうな事は、一切之を省いて仕舞つて、唯々數字のみを述べられました故に、早速君の修正意見なるものを表面から見れば、來年度の豫算に於て四千餘萬圓の減額を爲すと云ふ事は、如何にも大なる減額のやうに見える、如何にも豫算に就て能く精査研究せられたる結果のやうに見える、併ながら其內容に立至つては少しも言はない、言はないのは何であるか、蓋し早速君は言ふことを甚だ恐れたのではないか、恥ぢたのではないか、私は左樣に思ふ、何となれば憲政會の諸君は、曾て同志會の時代に於て、六千萬圓天切と云ふ大削減を以て、國民に對する惡税總てを輕減する、地租までも減ずると論ぜられた諸君であるから、少なくとも此壇上に於て四千萬圓の減額をすると云ふ事は、義理にも言はざるを得ないであらう、

併ながら其四千萬圓の內容を見れば如何であるか、本年度の豫算に於て前年度に比して增額したるものに付て、其重要なる事項丈に於ても、爰に武富君の言はれたる如く、一億一千四百二十萬圓の多きに上つて居る、故に之を眞に斧鉞を加へて豫算の審査を爲すならば、私共實に憲政會の諸君が昔年の勇氣ありと之を稱へざるを得ない、併ながら早速君が此度修正されたのは、名は四千萬圓であるが、實質に立至つて見れば、其實質眞に減額するものは僅に三百二十萬圓とは何と情けない修正であると謂はなければならぬ、即ち何故左樣であるか、減債基金に於て二千萬圓を減ずると言はれるが、是は外國債を濟すと云ふ其減債基金を唯々右から左へ持つて來て、借入金を爲すのを、之でしやうと云ふので、國家の財政の上からは同じ懷勘定であつて、國民の負擔には何等關係がないのである、それから一面千六百八十萬圓の減額の如き、臨時事件の千六百八十萬圓を減じたと云ふ事は、世間は之を認むるか知らぬが、併し其內容に立至つて見れば、是は臨時事件費豫備費で、此臨時事件豫備費なるものは政府の權限內に於て之を使ふのである、此事は片岡君か豫算委員長として第三十七議會に於て、此演壇に於て明言された事を御記憶になれば明かである、即ち片岡君は西村君其他囂々として其質問の絕えぬ此臨時事件費、其他追加案を此處で質問を打切るか切らないかと云ふ論議になつた時に、片岡委員長は何と言はれた、此臨時事件費なるものは、戰爭の推移に依つて如何やうにも變化を來すものであつて、之を一々說明は出來ない、其細かな事は辯明は出來ないものである、陸軍大臣既に之を明言して居る、而して又大藏大臣も是は豫備費であるが故に、濫りに使ふものではない、各省よりの請求があれば、閣議を開いて一々審查、精查審議を盡した上に於て始めて仕拂ふものである、故に是は決して濫りに使ふものではない、豫備費の性質であると、斯樣に大藏大臣は申された、斯う云ふて片岡君は囂々たる質問の絕えざる事を抑へんとしたのである、此一事を以て見ても豫備費を減じた所で、決して國民の負擔をそれ丈直ちに減ずるとは決して言へないのである、若し戰時の狀況に依れば、此豫備費なるものは、臨時軍事費として又追加案として、政府が要求しても之を否む能はざるものである、それを削減して得々として居られるが、而も八千四百萬圓の二割一千六百八十萬圓を減じたのは是れ／＼の理由であると、何故國民に知らせぬのであるか、何故吾々に知らせぬのであるか、其他僅に三百二十萬圓の減額をして、さうして何等それの說明の出來ないのは、察するに早速君の心中は、三其說明をすれば其事實は寔に詰らぬものである、三百二十萬圓の減額は――七億二千萬圓に對する三百二十萬圓では如何にも申譯がない、故に之を無斷で御降壇になつたと私は信ずるのである（「もう宜からう」と呼ふ者あり）宜くない、此事は貴下方が天下に向つて、吾々は第四十議會の豫算に於て、四千萬圓減じたと斯う威張らうと云ふ氣であらうが、其の內實を見れば三百二十萬圓の減額で、あとは減債基金を右と左に入れ換へる丈で、一千六百八十萬圓を減ずると云ふことは、何等の意味も爲さないのである、斯の如きものを以て得々として居る、さうして政府の財政計畫は見るに足らぬ、信ずるに足らぬとは、實に是れは田舍あたりの演說では宜いだらうが、苟且にも帝國議會に於ける論辯としては價値が無いのである、殊に私は不思議に感じたのは、早速君が種々此所に論辯されたことは、自然增收の不確實であるとか、補充艦隊の見込がないとか言ふが如きは、是れは私は實に不思議に感ずる、何となれば此の問題、此の數字、此の言葉は稅制整理委員會に於いて、我黨の三土君が言ふた言葉と云ひ、數字と云ひ、皆其の儘に繰返されて居る、早速君の御說として今更聞く必要は無いと思ふのである、如何にも不思議に思ふ、寔に能く鸚鵡返しに出來て居ると私は不思議に感ずる位のものである、元來早速君が數千言娓々論ぜられたるところのものを見れば、財政計畫が不完全である、さうして自然增收を內輪に見積つて居る、若し此の將來に於いて艦船補充は如何にするか、どうして此軍備の充實が是で行けるかと斯樣に云ふのであるが、早速君數千言を爲すよりも寧ろ第三十七議會の當時を顧みて御覽なさい、財政十年後、財政の十二年後、何人も神でなければ左樣に之を斷言することは出來ない、唯だ四圍の狀況國の進步發達を顧みて、而して計畫を立てるのが、是れ財政家の腕に在るのである、然らば此立てたのて以て漫りに之を不安心々々と云ふが、何人か安心が得られるか――出來るのであるか、現に君等が崇拜する所の前大藏大臣武富君が第三十七議會に八四艦隊を提出して、而して之を僅に一年の財源しか出さない、十二年までの計畫であると云ひながら、一年しか出さない、而して其財源如何と切詰めれば唯だ最善努力を盡すのみと、斯樣に逃げて居つたではないか（拍手起る）然るに兎に角に、今日の大藏大臣が此財政計畫を立つて、而も大正十三年十四年までの財政計畫と云ふものを、兎に角立つて居る、而して此大正十四年度に於ては、一億二千七百十一萬六千圓と云ふ（「それが違ふのだ」と呼ふ者あり）差引剩餘が生ずる譯になつて來る所を以て見れば決して之を以て杜撰とばかしは言へない、武富君が最善の努力を盡すと云ふ財政計畫と、十四年度に於て一億二千七百十一萬六千餘圓が生ずる所の財政計畫と、孰れが優れるのであるか、少しく御考になつたならば宜いであらうと思ふ、其他種々御話になつて居るが、併し私は早速君の總論の中に、物價騰貴は必ず來ると信じて居る、而て其物價騰貴來れば製艦費其他に於て非常に暴騰を來たして是は愈々以て財政計畫か根本より紊れると斯樣に仰せられた是は見方に依て左樣であらう、併ながら物價騰貴が來て是が續くならば、一面に於ては又此世の中の景氣も益々上つて增收入があると云ふことも、是は考へなければならぬ問題である、戰爭が濟んだ、世の中が不景氣になつて、唯だ物價が騰貴するものではない戰爭繼續して社會が益々發展すると同時に、物價も騰貴すれば、又自然增收も爰に增加すると云ふことは、離るべからざる關係である、然るに之を一々物價騰貴を離して考へて、一面に自然增收は少しも顧みないとは、如何なる曲つた經濟論であるか（拍手起る「顏色無し」と呼ふ者あり）而已ならず早速君が言ふ如く、物價騰貴を御信じになるならば、何故貴方は豫算に於てそれを見ないのであるか、貴方の修正案を見ると種々なる點に於ては少しの――僅かの減額を施して居る、外務省に於て在外公館の人を殖すことから、廳費のことから家賃のことまで、御細かに御減額を爲すつて居る、機密費も七萬圓かの減額を爲さつて居る、其他總てに於て貴方の減額は各省の僅かの費用までも能く細かく御減じになつて居るが、物價騰貴を信じて居る御方が、此騰るか何かを知らないが如く、下る計畫で此減額を爲すとは前後矛盾も甚しい所の修正案と言はなければならない（拍手起り「分つて居る」と呼ふ者あり）分つて居れば斯う云ふことは言はぬ、宜しい、分つて居れば言はぬか宜しい、分らないから斯う云ふことを持出して、餘計な御心配をするのであらう、乃ち私は言ふ、此以上に於て敢て言ふ必要はないが、唯だ私は一言致して置きたいのは、吾々の贊成して居る事業に於て、即ち國防計畫に付ては諸君も之を認めた、是は同論、而して又殖產興業に對する事に於ても認めて居る、是も同論、治水其他の計畫に付ても認められて居るから同論である、併ながら國の發達を望むと云ふことに於て御同論であるのに、遞信省の發電水力の調査費の如き、今日の時運に於て最も必要なるものを御削りになつて居るのは、私共甚だ遺憾とする、又農商務省に於て、今や我國は自給自足、何事も此戰後に於ては自足の途は立てなければならぬと云ふ其時代に於て、日本の最も不得意なる日本の最も缺乏を感ずる、羊を飼育する事の養成費を御削りになつて仕舞つたと云ふが如きも是れ何等の意味であるか、少しく夫等の事を議論があれば言たら如何であるか、之を唯だ暗から暗に葬むると云ふことは、實に其御心懸や深切でないのである、乃ち諸君が此國家に必要なる事業に對して、之を削りたくあるならば、之を削るの理由を堂々と論ずるが宜い、然るに是も一言も言はぬ、其他地價修正の費用三十萬圓のものを三萬圓として、二十七萬圓を減額して居る、是等も國民は積年の議論として地價修正を望んで居る（拍手起る）即ち今や時局に於てであるから此時局が濟んでの修正完全を爲すも宜しい併ながら他の稅法の如き一の法律案、一の書付を以ては、地價修正は出來ないのである、事實に就て今日社會の發展に伴うて昨日までの田圃は明日は停車場が建て居る、非常な發展する場所となり、或は明日は都會となつて非常なる發展する場所の如きは、是は宜しく調査をして、相當の負擔を負はしめるのが適當なのである、之を爲すには今日より此の調査をして、來るべき此地價修正を爲すべき時機到來の時には十分なる準備を整へて置くに非ざれば、國民の目的は達することが出來ないのである、即ち今日に於て三十萬圓の費用を支出して此準備を爲す事が吾々の實に希望であるのに、先生方之を三萬圓に減じて、恰も前年先生方六千萬圓を減ずると大言壯語した爲に、減じ場が無くして、國民の非常に希望する治水費を千三百萬圓の中から千萬圓減じたと同じ

算法で、説明をしないで二千七百萬圓を猫ばゝで減じて仕舞ふのは、如何にも卑怯至極の遣方である、(拍手起る)宜しく是等は再考を願ひたいと私は思ふのである、其他は議院建築費等に付てでありますが、是等も議院建築としては、各國共に何れも記念とか、兎に角事業のあつた時に於ては、建てると云ふやうな慣例になつて居るさうでありまするが、日本に於ても本年は、憲法發布三十年にも相當して居るのである、然るに此議場を見れば、實に年一年に傍聽者諸君も多くなり、議員も亦別表改正を爲すに於ては、少くも此上四五十人の增加をしなければならぬ、其時に於て此建築に於ては、到底之を爲すことが出來ないのである、今より之に著手すると云ふことが實に必要である、勿論吾々と雖も、此物價騰貴の場合であるから、是は若し送つても差支ないものであればと云ふ考無きにしも非ずであるけれども技術者に聞けば、十年と云へば最低限度の――最短限度の是は建築期間である、來年より著手せざればどうしても十年を減ずることが出來ないと云ふ、故に吾々は奮つて之に贊成する者であるのに、諸君が之をも全部御削りになつたことは、如何にも立憲政治を口にして、之を實行する機關の設備に御氣付がない處置であると謂はざるを得ない(拍手起る)先づ是等が大體に評しまして、三百二十萬圓に付て吾吾と意見の相違であります、此點は國民に向つて私は明にして置く必要があると思ふ、最後に――最後ではないもう一つ鈴木さんに一寸一言を致して置きたい、鈴木さんは實に學者であります、立派なる博識の御方であります、併し先刻の御話に、一千八百十四年に、「ビスマーク」鐵血宰相が社會政策を行つたと云ふ事が本當であるか(拍手起る)若し御誤りであるとすれば、私は決して追究をしませぬ併ながら千八百十四年は眞に左樣だと御考であれば是は「ウオートルロー」戰爭の前年で、「ビスマーク」が其翌年に生れて居るのであります(拍手起る)如何に鐵血宰相と雖も、襁褓の中で社會政策を行ふ筈がない、(拍手起る)而して「ビスマーク」の社會政策なるものは、私共は寡聞にして知りませぬが、貴方の仰しやる社會政策と云ふよりも、寧ろ國家社會政策たることを私共は感ずるのである、即ち今日に於て漫りに唯だ社會政策なる言葉に狃れて私共は妄信は出來ない、如何に無學と云はれても、少しくは泰西の事物に顧みてでなければ其事は出來ない、即ち其事は、先刻武富君が詳細に論ぜられましたから私はもう申しませぬ(笑聲起る)さうして今度は憲政會の諸君に最後に一言申します、憲政會の諸君は(「床次君だ」「私語を禁じます」と呼ぶ者あり)床次君でした、謹んで訂正を致します、憲政會の諸君に一つ申上げたいのは、彼の製鐵所鋼片拂下問題に付て豫算委員總會より續いて此席に於てもえらく御奮發で質問其他を爲されるのであります、其御趣意に依れば、責任はどうであると云ふことで、責任を頻りに云々されて居る、此問題は私共は責任問題ではない、元田君が最初から申された如く、此問題は甚だ不當であるが故に、相當の處置を爲すべしと云ふことに在るので、此責任の所在は未だ問題になつて居らぬ、然るに諸君が其責任々々と云ふのは何の爲である、詰り貴方方の御考では、今の農商務大臣が最後に契約をしてあるかの如くに、之を以てさうして其責任を、現農商務大臣に嫁せむとするのでありますが、併し農商務大臣は明かに之に向つて答辯をして居る、而已ならず貴方方が引出した製鐵所長官は何と言つて居る、其命令は時の農相河野廣中君の命令に依て之を爲したと明言して居る(拍手起る)即ち其命令を爲した前の引繼に依て、之を製鐵所長官は爲して居るのである、今の農相は何等責任が無いと思ふ、併ながら責任が假りにあると見ても、それは別問題である、前の事を引繼いで爲したのに、今日に於て責任問題を言ふ必要はない、それよりも遡つて斯の如き不都合なる事があつても、諸君は之を宜いと云ふのであるか、之を認めると云ふのであるか、それを聽きたい、大正五年の四月八日、續いて九日懇談會とか云ふものを開いて、種々なる事をして是が通過した、五月十一日には直ちに之を出願したと云ふことは、抑々是が適當な事であらうか、貴下方は他から出願が有つたか無かつたかと云ふ事を言つて、他から出願が無ければなに獨占でない、自然に來たと云ふことを仰しやらうと云ふのであるか其當時四月九日に懇談會を開いて、議會が濟んだ五月十一日には出願して、さうして之を出すに至つたならば、天下の實業家が之を欲しいと云ふ者が幾多あつたのであらうけれども、有力なる先生が之を願つて仕舞へば、もう致方がないと云つて指を咬へて居つたのである、是は事實である、其他私は聞く先刻山本君も質問されたが、豫算委員總會に於ける農相の答辯と云ひ、今日此席に於ける製鐵所長官の答辯と云ひ、何れも懇談會なるもの其他の種々の事は豫算の通過を計ると云ふ意味になつて居る、さうして鋼片三萬噸、而も出來るならば漸く都合致せば或は五萬噸までもと云ふことを總て豫算通過を計る爲の言葉であると左樣に言つて居る、即ち其點から見ても、此委員會に於ける有樣と云ふものは、誠に穩かならぬ所の狀況あり、委員會全體とは言はぬ、一部の人多數の人は、穩かならぬ狀況ありと私は見るのであります(拍手起る)それが爲に或者は曰く、其當時何でも斯樣な事に不思議な事は、政府は何も驚くに及ばぬのに、是が通過の爲に云々と云ふことは、其當時有力なる人、之を風說する人の言葉を藉りて言へば、憲政會の總務の如き有力なる人が之を農商務省に談判して、此希望を容れなければ此案は否決になると云ふことを言ふたのである、斯樣な事を言ふ者がある、併ながら私は之を信じない、信じないが、左樣に言はれても誠に困る事は、前の長官の言葉と云ひ、農商務大臣の言葉と云ひ、豫算通過の爲に之をやつたと云ふやうな意味は、言葉に於て現れて居る、長官と致しても、自分は左樣な三萬噸拂下の如き事は、斷じてしないと云ふ積りであるけれども、豫算通過の爲に之をしたと云ふことは、言葉の上に於て自然と現れ來つて居る、此意味から云へば、決して之を以て唯々齊東野人の言葉でないと云ふ疑をするものも、或は無理もないやうな點もありはせぬかと云ふやうに、私も疑なき能はざるを得ぬ、殊に又豫算總會に於て、島田三郎君の如き方が此問題に付きまして非常に慌てゝ、尾崎君に至るまでも非常に慌てられた、其言葉二つを捉へて私は疑點がある、島田君は曰く、此問題は私は寢耳に水である、寢耳に水であるがどうも、さう云ふ事は分らぬ、元來岡崎久次郎君は其道に堪能なる人であると言つて居る、私の調査した所に依れば、岡崎久次郎君は嘗て製鐵に無經驗なる人で、唯々委員になつて此製鐵所の事を知つたと云ふことが事實であると信じて居る、然るに島田君は斯道に堪能なり、而して是が寢耳に水であると云ふことは、前後言葉が合はぬ、尾崎君の農商務大臣に質問中に斯う云ふ事があつた、前農相と製鐵所の長官の往復文書がある筈である、農相曰く無い、いや無いことはない、有る筈である、何たる事である、農商務省の主務大臣が左樣な書類は無いと言ふのに、局外の人尾崎君が有る筈である、有る筈である、何等か其間に於て疑なきを得ぬ、是は推測しても私は相當であると思ひます斯の如き事を考へ來れば、決して此問題は唯だ責任問題と云ふことで私は論議すべき事でない、事實斯樣な事があつたことは實に我邦の發展を爲すべき鋼片鋼塊の如きものを、一方に偏してやると云ふことが不都合なりと云ふ農商務大臣の御見解は、誠に相當である、國民も此事に對しては、無論同情を表するのであらうと思ふ、故に私は豫算委員長の報告を全然之を是認致して、大多數を以て通過あらむことを望む者である。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 大津淳一郎君。

〔大津淳一郎君登壇〕

○大津淳一郎君 諸君、寺内内閣は成立以來足掛け茲に三年になるのであります、而して此三年の間に帝國議會を召集したるもの、今回を以て三回、第一回は成立日淺く、且つ豫算の審議に至らずして而して解散になり、第二回は御承知の如く臨時議會であつて、必要なる豫算を審議したるに止まつたのである、而して今回は初めて大正七年度の歲出入總豫算に於て、寺内内閣の抱負經綸、時局に伴つて如何なる豫算を提出せらるゝやと云ふことを、吾々は期待したのであります、之を拜見致しますると、非常に失望を致しました、帝國の地位を基礎として、世界の大勢に鑑み、我が内國の實情に照して、而して斯の如き編成をせられたかと見れば、其内閣の眞意は何所に在るかを頗る疑はざるを得ないのである、斯の如き豫算を以て重大なる時局――此重大なる時局に處するの途を備へ得ると思ふのであらうか、又多年我帝國の執り來つた開國進取の國是を遂行するに足ると思はれるのであるか、謹で此豫算を審查致しますると、悉く姑息、不完全、放漫等に流れて、恰も刀筆の屬吏が考案されたるものゝ如く、大政輔弼の大任を荷ふ所の政治家の計畫せられたるものとは一點見ることが出來ないのは洵に遺憾に思ふのであります(「それで三百二十萬圓の削減か、もう少しやれば宜いぢやないか」と呼ぶ者あり)故に本員等の此豫算に對して査定したる所は、嚮に早速君より報告を致した通りであります、偖て此の早速君より

報告を致しましたる削減額に於て、齋藤君に頻りに其金額の少ないことや、種々なる御批評を試みましたが、それは早速君の說明を聽誤つて居るのだらうと思ひます、此の査定をしたる理由は、段々に私は申述べやうと存じて居ります（「簡單々々」と呼ふ者あり）抑々豫算計畫の中で、最も當年の豫算の必要としたものは國防計畫でありませう、此の點に付いては本議會の初に於て、寺內首相の施政の方針として演說せられた所にも、今や歐洲の大戰は局面益々擴大致しまして、遂に全世界の大動亂となりました、政府は夙に時局の重大なるを想ひまして云々と斯樣に述べてある、斯の如き言葉は兩度繰返して居られます、此の時局の重大と云ふ事を唱へて居りながら、此の豫算が時局の重大なるに伴うて、安全なりと思ふ計畫であらうか、此の計畫を以て、時局の重大に處して安全なりと思ふならば、內閣の諸氏は頗る樂觀的、樂天的の御方と申上げる外はないと私は思ふのであります、國民は斯の如き計畫を以て滿足は致して居らないのである、內閣の諸公は是で御滿足かも知らぬけれども、我國民は斯の如き計畫を以て、滿足は致して居らぬ、試に海軍の一端に就て申して見ましたならば、曩に八四艦隊を計畫してからに、本年の豫算――大正七年度の豫算には、僅に巡洋艦二隻を加へて、さうして八六艦隊として是れで宜しいのである、是が大正十二年までの計畫である、而して大正十二年までには、此八六艦隊の中にも、早や艦齡の第二期に屬する艦が數隻あると云ふことである、政府が增税を羅列して――各種の增税を羅列して、而して國防計畫を完全にする――時局の重大に伴つて國防の計畫を完全にすると云ふ、其豫算として僅に巡洋艦二隻、之に附屬艇隊を加へて、それで國防完全なり、時局に伴ふの途は立つたりと云ふのに至つては、恐入るより外はない、流石に之を以て完全とは思はないのでありませう、海軍大臣は大正十年頃になれば八八艦隊の計畫を提出すると斯う言つた、提出するやうな事があらうと言つた、大正十年までは僅に其間中二年、中二年過ぎて提出すると云ふ計畫があるならば、何故に增税を羅列して持出すと云ふ今日に於て、八八艦隊の計畫を立てないのであるか、立て得ない道理はない筈である、若し大正十二年までには立て得ぬと云ふならば相當期限を延ばしたら宜い、心付いて居つて之を爲さずに、中二年を置いた大正十年になれば、又提出すると云ふが如きは、如何なる考より起つて來るのであるか、是が頗る姑息なる、孟浪なる、杜撰なる無方針の豫算なりと斷言するに、十分なる値打があると思ふのである、併ながら或は造船能力、斯う云ふ所に行くのでありませう、或は其造船能力の不十分の爲めであると、斯う云ふことを言ふのでありませう、造船能力が果して不十分であり、海陸の設備が不十分であるならば、造船能力も擴大すべし、海陸設備も十分に爲すべし、是と同時に八八艦隊の計畫を爲すことが何が出來ないのであるか、或は年限を延ばすも可なりである、今日姑息なる計畫を――增税を羅列して而して計畫を立て、又中二年を過ぎてから增税の計畫をして、八八艦隊にしやうと云ふのは何たる事であるか、國民に向つて增税に增税を强ゆると云ふことは、即ち此事であると謂はなければならぬ（「分つた〱」と呼ふ者あり）財政上困る――財政上に於て困るから增税を致したのであります、又國力が足りない――是は英吉利や亞米利加の如き艦隊を並べやうと云ふならば、國力が足りないのである、併ながら八八艦隊を完成する、斯樣な事に付て、決して我國力が之に伴はないと云ふ道理は無きのみならず、國民は時局の重大なるを知り、世界の大勢は內閣の諸公よりは知つて居るのである決して斯樣な姑息な計畫に滿足を致して居るものでないのである、此計畫を以て、而して一時を彌縫して置くと云ふが如きは、國家に不親切と謂はなければならぬ、又大膽なる施設と言はんか、殆ど其意の在る所を解するに苦しむのである、寺內首相は內閣成立の當時、施政の大綱として――麗々しく施政の大綱であると言ふて、內閣成立の當時に述べられたる其言は如何なる言でありますか、斯う云ふやうに述べられてある「本大臣は建國の本義に基き人心の歸嚮を導き立憲の正道を履みて皇謨を翼賛し赤心事に膺りて庶務を燮理し、以て聖明に應へ奉らむことを期す」寺內內閣の言と實行の異つて居る、何が建國の本義に基いたる仕事をしたか、何が立憲の正道を履んだ仕事をしたかと云ふことは姑く措き、人心の歸嚮を導く――政治家が人心の歸嚮を知らずして政治を爲すことは出來ない筈であるから人心の歸嚮を導くのは洵に宜しい、然らば如何なる手段をしたか、時局が重大だと言つて國民に增税案を提出して居ながら、時局の重大なる事情を說明したことが何時ありますか、如何なる時に戰爭の責任ある經過を國民に報道しましたか、如何なる時に此戰爭の推移將來の目的を國民に說明を致しましたか、何等國民を度外視して置いて、人心の歸嚮を導き――何等歸嚮も導かずして、而して時局は重大であるから增税をしても、國防計畫を完全にする、斯樣なる遣方は何たる考であるか、國民は寺內內閣の御導を受けないでも、世界の大勢を達觀して、時局の重大なることは知つて居ります、併ながら政府としては、此道を盡くして國防計畫に於て、增税案を提出すると言ふには、此道を盡くすべきが政府當然の職責であります、所が此職責を盡くさずして、而して時局重大と云ふ言葉の上に國防計畫、而も完全ならばまだしも、不完全なる案を提出して、增税を並べ出すと云ふが如きは不心得も亦甚だしい、幸に國民の方が內閣よりは進步して居りますから、導かれずとも國防計畫の大切なる位は存じて居るのであります、寺內內閣は國民に導かれても、尙ほ是と共に步むことが出來ないのが現在の有樣である（拍手する者あり）然るに國民の歸嚮を導き――大言壯語、實に片腹痛き事であると申さなければならないのであります（「大言壯語は自分の事だ」、「實際問題に觸れ給へ」と呼ふ者あり）斯の如き無經綸、無抱負の豫算に對しては（「簡單」と呼ふ者あり）吾々共は一先づ政府に突戻して返上を仕つて、而して、時局に副ふべき――國民の希望に副ふべき、國家將來の安全を圖るべき計畫を、立直して御出でなさいと云ふ希望を吾々共は持つたのであります、斯の如くするのが當然であります、併ながら今遽に此豫算を突返して、今の內閣の諸公に此會期中に計畫を立直して持つて來いと言ふては、是は御出來になるまい、さう云ふ頭は持つて居るまい、御出來にならぬ事を强ゆると云ふことは、是は無理であるが故に、先づ國家に急要なるものは國防の計畫であると云ふので、不完全ながらも之を認めるの已むを得ずと云ふことに出でたのであります、而して完全なる計畫を望むと云ふ上に於ては、明年度を期したのである、明年度を期したが故に、明年度に於て諸般の財政に大削減を加へ、而して尙ほ不足なるものを增税案に求めて來るに於ては、決して辭する者ではない、國民は決して增税を今日辭する者ではないのであります、而して吾々共の削減が頗る尠ない、是は前申した通り後年度を期して、政府が自ら財政全部に向つて大節減を加へられて――既定の歲出に向つて大削減を加へると云ふのでありますから、此大削減を加ふべき事柄は、豫算委員長が植民地の會計に於て、此節約を爲すべき途があると云ふ御決議を爲さつたに於ても分つて居るのである、故に既定の歲出、之を明年度に於て財政全般に於て、即ち大節約をして、而して大計畫を立てゝ來いと云ふのでありますから、是等の點に向つては査定は一點も加へないのであります、唯だ吾々共の査定を加へたのは、新規要求額に對しての査定であるのであります、併ながら新規要求額と云ふことになりますれば、世の進運に伴つて、又時局の重大なることに鑑みて施設を爲さねではならぬ事柄は、是は多々あるのであります、既定の歲出に向つては、其削減を加ふべきものも澤山あることは申す迄もありませぬけれども、一般財政には削減を加へるものはあるが、新規要求額に對しては、世の進運、時局に鑑みて、已むを得ざるものがあるのであります、併しながら其の中に於て控へ得べきものは控へ、又此の事業を爲しても、決して目的を達し得べからずと認めたもの、斯の如きものは小なりと雖も削減を加へた、即ち緬羊の如き――齋藤君の引いた緬羊の如き、其の目的を達するに於いては吾々共大に贊成すべく、又我國家の重大事と考へます、併ながら其の計畫たるや、決して目的を達し得べからざるものであると信ずるが故に、即ち是れは削減したのであります、斯の如き事柄を以つて削減したるものは、少額なりと雖も三百有餘萬圓、時運の進步に伴ふものに對してすら斯の如き有樣は少なくない、多いのであります、斯の如き理由を以て早速君が說明を致したのに、唯だ其細かなる所を捉へて、大體査定の方針と云ふことは聽いて聽かざる振りをして、而して他の節約額に對して批評を加へると云ふのは、丁度田舍の辯士が百姓騙しの演說には適當であると云ふの外はない（「君の演說がそれだ」「簡單」と呼ふ者あり）寺內內閣は、國民を基礎として立てる內閣でないことは申上げる迄もない併ながら苟も政治を執り行くからには、國民の意の在る所、國民の歸嚮する所を見て、政治の計畫を立てると云ふことは是は當然の話であるが、然るに事此に出でず、姑息極まる計畫を立てたが、致方なく

之を後年度迄假すに時日を以てして、而して完全なる計畫を立てゝ再び提出しろと云ふ時日を與へたのは、聊か好意的の御忠告を申上げたと申しても宜しいのである、併ながら倒れゝばそれまでだ、以上が即ち吾々共の豫算否定を致した大體を申すのであります、唯だ爰に一つ豫算委員長の希望警告と謂ふべき問題に對しては、贊否を表する上に於て一言申さないではならない、數々ありましたけれども、抑々始めの質問應答のあつた製鐵所の鐵片拂下の問題である、是は贊否を表する上に於て、一言申上げなければならない此問題は三萬噸の鐵片を一會社に獨占せしめるのが不都合である（「其通り」と呼ふ者あり）拂下契約を十箇年にしたのは長きに失する、是は先程の質問應答に於て、製鐵所長官が、十箇年にしたのは如何なる理由であるかと云ふことの說明に於て明かであります、又三萬噸は是亦製鐵所で大規模の計畫をするものは、一箇年に三萬噸位を消費する丈の機械を据付けずんば、此仕事は出來ないと云ふ說明もあつたので、分つて居るのであります、又三萬噸が獨占――製鐵所の拂下なるものは、毎年計して十萬噸からあるのである、而して此鐵片に至つては或は三萬噸かも知れないが、併し昨日豫算委員會（「鐵片とは何だ」と呼ふ者あり）拂下の契約書は鐵片であります、此間に政府委員は成程當時は懇談會でありましたが、三萬噸から尚ほ契約をして見ましたが、五萬噸迄は拂下げる事が出來るであらうと速記錄にちやんと書いてある、是は前年の速記錄にはないが、豫算總會に於てちやんと答へてある、豫算總會の速記錄を見れば明に書いてあります、吉川政府委員が述べてあるのにちやんと書いてあります（「餘計なことを言ふな」「參政官負けるな」と呼ひ議場騷然）

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○大津淳一郎君　併しそれ等の事は措いて、農商務大臣の早速君の質問に對して、大正六年八月八日米國禁鐵問題が起つてから始めて此事を知つて、是が不穩當だと思つて、適當なる處置をする意見であると斯う述べた、偖て八月八日は米國禁鐵の問題の起つた日であるのであるけれども、仲小路農商務大臣が東海製鋼株式會社の契約は、八月二十日に致したのであります、是は禁鐵問題が起つたから始めて氣が付いたと云ふならば、是は知つて居らなければならぬ筈である、偖ば諸君（「君の株はどうした」と呼ふ者あり）當時大正五年七月十三日に製鐵所より約束として、假契約を出したと云ふものゝ文はどうなつて居るか、是は仲小路農商務大臣は知つて居る筈であります「本年十二月末迄に貴方に於て會社を成立せしめ第一回賣買契約の手續を了せられさるときは本文回答の趣旨は一と先取消し候ものと御承知置被下度」會社が大正五年の十二月末日迄に出來た丈では駄目だ、第一回賣買契約の手續を了せざる時はです、偖て第一回賣買契約を爲したのは何時であります、大正六年の八月二十日に仲小路農商務大臣は本契約をして、此本契約の爲に假契約が消えたと云へば、何故此賣買契約を爲したか、第一回の賣買をしたのは六十萬噸、大正六年十二月であります、今日より中一箇月を置いた前であります、此時から始めて此契約は成立つたのである、昨年の十二月迄は此假契約の儘で居れば成立たぬのであります、然るに假契約を本契約にしたのは、政府は是は甚だ不穩當な事である、適當な處置をしなければならぬと云ふのに、就職當時は氣が付かずして、禁鐵問題が起つた八月の八日からだとして、何故に二十日に本契約を締結したか、又此本契約を締結しても、第一回の――此假契約の如くなれば、第一回の賣買契約即ち六十萬噸を拂下げた十二月迄の間には、不穩當と思へば取消すことの出來る假契約であります、此文言は確かであります、然るに此文言は本契約に於て消えたと云ふならば、取消すことの出來る假契約を仲小路農商務大臣は本契約に直して而て之を堅くしたと云ふ責任がある、又之が消えないと云ふならば――昨年十二月までは、即ち是は消すことが出來たのである、斯の如く此契約は不穩當不都合であると云ふならば、何度も之を消すべき假契約の文面がちやんと存在して居るにも拘らず、之を己れが本契約にし、又第一回の賣買契約をして、渡して、益々此假契約を確實に己れがして居つて、而して不穩當である、處置を取ると、誰が不穩當の事を實行したか、誰が不穩當な事をして仕舞つたか、元の種は何時でも消える、此消えべきものを、己れ責任ある即ち長官として、一省の大臣として、而して之を消さず、散つて居るものを纏まつたものにして、之を實行せしめて居つて、而して今不都合である不穩當である、當時之を不穩當と云ふならば、取消したならば、會社が僅かな創業經費を損失した丈で濟むのでありまして、二百二十萬の金額を投じて、會社を整備し、殆ど成立つた今日に當つて、而して己れが此契約を確實にして置きながら、今に至つて不穩當である、相當の處置を取ると言ふて、無責任も甚だしい、能く左樣な口を厚顏しくも述べられたものである（「どつちが厚顏しい」と呼ふ者あり）恥を知つて居るならは、斯樣な事を述べられたものでない、（拍手起る）不穩當の事であるから處置をすると言ふならば、處置を爲さつたら宜からう、責任を知つて居るならば、己れの身體から處置をして、責任者たる仲小路農商務大臣、責任者たる人が不穩當だから處置をすると云ふ、先づ己の責任から先に處置をすると云ふならば（拍手起る）先づ武士魂が有るならば割腹をして謝罪するのが當然である、（拍手起る）是等の魂を持つて居つて然るべしである、何時でも取消すことの出來る假契約を確實なるものにして、退つ引ならぬ形勢に陷れた責任は、獨り仲小路農商務大臣に在ると斷言して宜しいのである（拍手起る「貰つた株はどうした」と呼ふ者あり）扨吾々共――吾々共は（「どうした」「貰つた株」と呼ふ者あり）吾々共は（「吾々共は」「貰つた」と呼ふ者あり）貰つたとは何だ、何を誰が貰つたか（笑聲起る）不都合な事を言ふな、何等の關係があるか（發言する者多く議場騷然）

○議長（大岡育造君）　私語を禁じます――追々時間が切迫致しまして、尚ほ數名の發言通告もありますから、此議事の――豫算の議事の終る迄時間を延長致します。

○大津淳一郎君　吾々共は洵に姑息なる財政計畫、不完全なる財政計畫ではあるけれども國家急要の國防は廢止すべからずとして之を認め、尚ほ後年度を期して一般財政の大整理、大削減を爲し、而して完全なる國防計畫を提出せよと、斯樣に内閣に注文申すからには一言内閣諸公に警告をしなければならぬ如何に國防完備すると雖も、之を取扱ふものは人に存する、本野外務大臣は外交の方針を說くに當つて「若し夫れ極東の平和維持の事に至りましては、洵に帝國の重大なる責務に屬するものでありますから萬一にも極東の安寧が再び危殆に瀕するが如き事有らば、時の如何を問はず帝國は進んで之が防禦の任に當ることは當然のことでありまして、尚ほ前途永遠の平和を確保する爲には、帝國は全力を傾倒するも敢て之を辭せざるの覺悟が無ければならぬと確信致します」是は一段聲を高く張上げて貴族院に於ても述べた事である、衆議院に於ても述べた事である東洋の平和を確保する、是は今新しく今の内閣から承はらずとも宜しいのである、東洋の平和を確保すると云ふ爲には、多年の間我帝國は盡して居るのではないか、東洋の大陸に一大事有るが爲に、二個師團を增設したのではないか、今に於て之を絶叫して何か自分が氣が付いたやうに述べて居るのは、片腹痛い事である、而して東洋の平和を確保する、果して確保されて居るか、國と國との戰爭でなければ、東洋に如何なる事が有つても平和である、斯樣な道理は無い筈である、支那の現狀を觀よ、支那帝國は――支那民國は統一されて居らないではないか、一國が統一されて居らず、南北戰爭をして居る狀態を見て、是で東洋は平和であると云ふのであるか、露國は未だ認むべき政府がない、此狀態に於ても尚ほ東洋の平和は確保せられて居ると云ふのであるか、幸にして歐羅巴の戰爭あり他國は東洋を顧る遑が無い隙が無いから是で宜しい、此儘にして打棄てゝ置いて、而して東洋の平和は確保せられて居りますか、支那に對して色々の手は出したのであるが、出す所は悉く東洋の平和を破壞するの行動を取つたのである、露國西比利亞に對しては、一時居住民の不安のみならず、人道の上から西比利亞人民が不安に陷つて、支那の國ですら出兵をしたと云ふのに、何が爲に朝鮮方面に兵隊を置くのであるか、時機を失して此場合機宜の處置を爲すことすら出來ないのである後れ馳せに他國が軍艦を差出すと云ふ話を聞いて、之に後れてはならぬと云つて一隻の軍艦を浦鹽港に差向けて、東洋の平和は安全なり、是で東洋の平和は確保せらるゝものなりと云ふに至つては何たる呑氣、何たる無責任千萬の事であるか、實に言語に絶えたる行動であると謂はなければならぬ、斯の如き有樣を以て、而して開國進取の國是を遂行する事が出來ますか、時局の重大なるに處することが出來ますか、大政輔弼の大任を完うすることが出來ますか此他に於ても内閣の施設したる内外政治に於て論ずべきものが澤山あります、それ等は總て捨てゝも、此國防の上より來る外交上の重大事に於て機宜を失し、何等機敏の働を爲すことなくして、それで東洋

の平和を確保するなど云ふ大言壯語を、新しく知つた如くに吐き散らすと云ふことが即ち無責任の―大臣たるの責任を解せざるの行動であると謂ふより外はない（「人道の爲に止して呉れ」と呼ふ者あり）凡そ内閣諸公は材幹技倆抱負を自ら持つて居ると信じて居るだらう、經綸抱負も自ら持つて居ると信じて居るだらう、併ながら人は己を知るの明がなくてはならぬ（「君はどうだ」と呼ふ者あり）此時局の重大なる、我が帝國の……（笑聲起る）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

○大津淳一郎君 帝國の進取の國是を實行するに當つて、己の技倆、材幹、經綸、抱負が果して此輔弼の大任を全うし得るや否やは、靜に御一考あつて然るべしであると御忠告して置きます（拍手起る）

〔「討論終結」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 中村啓次郎君。

〔中村啓次郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○中村啓次郎君 諸君、先程我黨の齋藤君の演說中武富前藏相の財政計畫を攻擊するに急なりし爲か、恰も現内閣の財政計畫を完全なるが如くに聞えしめたのでありますが、是は武富前藏相の財政計畫よりは、現内閣の財政計畫の方が餘程ましであると云ふに過ぎない（「ひや〳〵」「のう〳〵」と呼ふ者あり、拍手起る）現内閣の財政計畫を完全なりと謳歌したのではないと云ふ點を言明致して置きます、豫算大體の討論は略々締かにされたりと信じまするが故に、本員は單に製鐵所對岡崎久次郎等の鋼片不當賣却の事のみに言論を止めまして、政府に對して警告決議を爲しましたる其の理由を明に致したいと思ふのであります、本員素より訐いて以つて直しとする者を憎むのである、併ながらそれは人の私德に關して居る事でありましては、苟も此社會の綱紀を紊亂し、國家の秩序を破壞するが如き重大事を知つて而して之を言はず、言ふて而して之を明にせざれば國民の負託に應ふる所以に非ず、上 御一人に對して忠なる所以に非ずと信ずるが故に、敢て豫算委員會に現はれましたる此一大事を此場合明かに諸君に訴へて、諸君の御判斷を乞ひ、併せて政府の反省を求めやうと致すのであります、立憲國に於きまして議政府に在る者が行政府に在る者を威壓し、或は又之と結托致しまして、政務の働を公平ならざらしめるやうなことがございましたならば、是は一大事であります（「君はどうだ」「自分はどうだ」「弱つたな」「默れ」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

○中村啓次郎君 國民をして其間醜陋のことを含めりとの疑團を懷かしむる如きは、眞に國家を危くするものである、本員今述ぶる所の如きは、素より是は政黨政派を超越したる重大事であつて、共同の問題であるが故に、此の如き問題は、縱令憲政會の人の一二に關すると雖も、憲政會の人と雖も俱に共に心を平かにして攻究することに努められんことを望むのである（「警告するに人あり」「默れ」と呼ふ者あり）昨年の議會に現はれましたる採木公司の問題――採木公司の問題と云へば、我が日本政府より百五十萬圓を出し、支那人から百五十萬圓を出して日支合辦の三百萬圓の會社が出來たのである、其百五十萬圓の元金を以て、大倉男爵から百五十萬圓を取つて渡すことを約し、大倉男爵に前内閣は之を賣置きながら、此採木公司と云ふものは、立木のみにても何億萬圓と云ふものであるが故に、現内閣は之を與へない、此の如き有樣なるが故に、大倉男は每日のやうに通つて來て、此内閣に百五十萬圓の要求を致して居ると云ふことであるが、其問題は未だ解決されて居らぬ、又豫算委員會に於て、此製鐵所問題の如きは、前内閣の秕政の片鱗の現はれたるものと言はれて居るが、斯樣に片鱗が所々に現はれて來ると云ふことになりましては、是は一大事であると思ふ、けれどもそれは行政者の間の事であつて、大隈總理大臣、石井外務大臣、武富大藏大臣の間に於て成立つて居るものであるからして、本件よりは尙ほ少しく其罪輕しと見るのである、本件は事柄が議政府より――此衆議院の豫算委員會に於て製鐵所に於て製造する所の鋼片の拂下を要求して而して、其衆議院の豫算委員の一人、而も特別委員の一人が、此拂下を致したと云ふ事件であるが故に、餘程愼重に攻究する必要があると信ずるのであります（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）事柄はもう既に先程來の質問應答に依りまして詳悉されて居ると信じまするが故に、成るべく簡單に申しまするが、大正五年の春の議會に於て、製鐵所第三期擴張案の衆議院豫算委員會の議に付せらるゝに當つて、岡崎久次郎外數名の者が其委員となつて、此製鐵所の擴張費を協賛する代りに、製鐵所で作製する所の半製品を、成るべく多く民間に拂下げて貰ひたいと云ふことを要求致したのであります、是が終に院議となつて、左の如き希望條件となつたのである「製鐵所は操業上成るべく民間鐵工業者に半製品を供給し以て斯業の發展を速進せられむことを望む」斯業な希望條件になつたのである、當時民營の鐵工業が鋼塊鋼片の拂下を望んで居ることは、大旱の雨を望んで居るが如くであつた、是が衆議院各派の人が一致して此要求を爲したる所以である、こゝ迄は宜しいのである、先程來此議會に於て應答されて居る所で見ると云ふと、此要求をした裏面には、製鐵所長官の所へ憲政會の某總務が、若しも此三萬噸と云ふものを許して呉れなければ、之を通過させないぞと云ふやうな威壓をしたと云ふやうな内證話がある（「のう〳〵」と呼ひ拍手起る）眞相があるのであるから、之を明かにしなければならぬ（「のう〳〵」「のう〳〵ぢやない」「其通り〳〵」と呼ふ者あり議場騷然）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

〔「生意氣なことを言ふな」「名前を言へ」と呼ふ者あり〕

○中村啓次郎君 諸君御默りなさい――此院の場外に於ては、製鐵所長官は拙者に向つて明かに此事を言つて居るのである、けれども長官は此壇上に於て言はぬのである、他の名譽を保つ爲に之を言はないのである（拍手起る「何だ名を言へ」と呼ふ者あり）之を言はしむる議會に權能は無いのである（「默れ〳〵」「何だ生意氣な」と呼ふ者あり）此議會の組織に於ては、製鐵所長官をして名前を言はしめんとする職權は無いのである、又今日は是等の人の責任を問ふと云ふ問題に非ずして、是が契約の當不當を決議して居る時である、其必要は無いのである（「造り事を云ふな、名前を言はない所を見るとそれは嘘だらう、本當なら名前を言へ」「貴樣嘘を言へ」「默つて居れ」と呼ひ、議場騷然）去年製鐵所擴張案が本院を通過して間もなく……（「何だ何を言ふか」「自ら顧みよ」と呼ひ發言するもの多く議場騷然）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

○中村啓次郎君 大正五年五月十一日付を以て、岡崎久次郎外數名が一團となつて、押川製鐵所長官に宛て、鋼塊鋼片を每年三萬噸づつ向ふ十箇年間拂下げたしとの願書を提出したのである（此時「議長議長」と連呼し發言を求むる者多し議場騷然）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

○中村啓次郎君 製鐵所長官は之を農商務大臣に伺て、農商務大臣は製鐵所長官に對して（「退れ〳〵」「默れ」と呼ふ者あり）製鐵所が大正六年下半期以後向十箇年間民間に拂下げ得べき餘裕幾許なりやを問合した時に、之に對して製鐵所長官は、一箇年約三萬噸の餘裕ありと答へたのである（「疚しくないか」「默れ」と呼ふ者あり）是に於て同志會の議員にして當時の農商務大臣たる河野……（「馬鹿を言ふな」「何を言ふか」と呼ひ議場騷然）

○議長（大岡育造君） 森田君に注意します、言葉を御愼みなさい。

〔森田茂君「宜しい」と呼ひ笑聲起る〕

○中村啓次郎君 農商務參政官たる町田忠治君は、大正五年七月十日付を以て之に決裁を與へたのである、同月十三日を以て製鐵所長官をして同志會代議士岡崎久次郎等の一類に、大正六年下半期より向十箇年每年鋼片三萬噸、即ち製鐵所が民間に拂下げ得べき最高極度の鋼片を拂下げることの契約を致したのである（拍手起る）先程來此の所に於て聽いて居ると、大正六年八月二十日に仲小路農商務大臣が此契約をしたかのやうに言ふけれども（「其通りなつて居るぢやないか」「議長々々」と連呼し發言する者多く議場騷然）諸君等は豫算委員會の速記錄を見ろ、速記錄にはちやんと書いてある……

〔「何を言ふか」「嘘を言ふな」「默れ」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 靜肅に――私語は許しませぬ

○中村啓次郎君 諸君は（「中村私語を許さぬ」「確かりやり給へ」と呼ふ者あり）此大正六年八月二十日の製鐵所長官と東海鋼業株式會社との間に出來たる此契約は、大正五年の七月十日に農商務大臣河野廣中以下の人が決裁をした此事に由て當時出來て居つた事であつて、現農商務大臣の關與する所でないのである（拍手起る「それは假契約である」と呼ふ者あり）併ながら現農商務大臣の責任ありや否やは、此問題の解決に何等の影響を及ぼさないのである（「違ふ〳〵」と呼ふ者あり）大正六年八月二十日付の此契約書は、現農商務大臣の責任の有無に依て前大隈内閣の責任の解除を來さないのである此契

約の不當なることを正當ならしむると云ふ理由にはならないのである（「君は何を言つて居る、分らないぢやないか」「頭が惡いのだ」「懲罰の動議を持出すぞ」「證據を出せ」と呼ふ者あり議場騷然）

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○中村啓次郎君　製鐵所第三期擴張案が通過するに當つて、成るべく多く民間の會社に鋼片を拂下げて異れと云ふ要求は宜しいのである、之を又三萬噸位のものは民間に拂下げると云ふことを考へた事も宜しいのであるが、此希望條件と云ふものは、唯今朗讀致しましたやうに、廣く――廣く民間の鐵工業者に拂下げる意味を以て致して居ることは、此鐵工業の發展を――發達を促進せられむことを望むと云ふ此意味に於て明かであるのである、之を唯だ一人の岡崎久次郎一類の者に拂下げ、且つ此製鐵所の仕事の如きは、年々其豫算を此議會に於て議すべきものである、而して其作製したる品物を十年の長き先き其契約をすると云ふことは、明かに不當であることは言を待たざる所である（拍手起る）それ程明瞭な事を、其明を掩ふて居るのは、或は其間に何か在るのであるまいかとの疑を起さしむる恐はある（拍手起る「默れ、何だ何があるのだ」「議長々々」と連呼し卓を叩く者あり議場騷然）

○議長（大岡育造君）　靜肅に――靜肅にしない者は退場を命じます――靜肅にしない者は退場を命じます――中村君に注意します、人身攻擊に亘ることは避けなければなりません。

〔「何だ、何を言つたか分らぬ」と呼ひ、議場騷然〕

○中村啓次郎君　是程解り易い事が解らないのは、其解らないと云ふ何か事が起つて居るのである（「議長、議長は何故無禮な言を注意せぬのであるか」と呼ひ發言する者多し）速記錄を見たら解る、そんな事は言つて居ない（「何を言ふか取消せ」と呼ふ者あり議場騷然）

○議長（大岡育造君）　此演説は速記錄を御覽なすつて、質すべきことがあつたら質しなさい。

○中村啓次郎君　此速記錄に拙者の言つたことが懲罰に付せらるべき理由があれば、拙者は決して臆病なことを言ふのでないから、安心して聽いて異れ（「何を言ふか」と呼ふ者あり）そんな卑怯な中村啓次郎ではないのである（拍手起る）（「何を生意氣なことを言ふ」と呼ふ者あり）前農商務大臣河野廣中君、君は嘗ては天爵を愛し、節義を重んじ、淸貧に安んじ、眞に我徒の敬慕の中心であつたのである然るに（「餘り煽てはいけませぬ」と呼ふ者あり）此數年間は人爵に憧憬れ節義を二三にし、大隈内閣の農商務大臣として天下嘲笑の巷となつたのである（拍手起る）近時野に下りても、燦然たる輕車に駕し、意氣揚々として登院する、其有様を見て齊東野人は何と申して居るか、御承知でありますか、其齊東野人の言葉を聞いて涙を流して居る、貴方の舊友のあることを御承知でありますか（拍手起る）齊東野人は貴方の……

○議長（大岡育造君）　注意します、人身攻擊に亘らぬやうに注意します。

○中村啓次郎君　唯だ私は此場合河野君に斯様に申して敬意を表するのである、町田君は河野君とは違ひまして、親しく市井に出入し、錢勘定には極めて明かなる方であるのであります、大正五年の交、民間の鐵工業者の莫大なる利益を收めつゝある事は萬萬知悉する所である、此時に當つて製鐵所製品の民間に拂下げ得べき全部三萬噸を十箇年間一手に壟斷し、之が鋼業會社を組織したならば、一株幾何の「プレミアム」が付くかと云ふことは、三百八十の諸君は知らないでも、町田君が之を知らないことはないのである、一株五十圓や六十圓の「プレミアム」が付くと云ふ如きことは、町田君の能く知つて居る事である、先程津末君の話に、十二圓五十錢拂込の株が百六圓迄したと云ふ、此一月二十八日に於ける此株の一株の中値は八十一圓致して居る、此一プレミアム」は五十六圓である、是が六萬株、岡崎久次郎君一類の手に這入つたのであるが故に、如何に少なく均し之を五十圓としても、三百萬圓と云ふものは、それ等の人の懷中に這入つたのである、是は即ち明かに知つて居る道理、明かに三歳の兒童と雖も解釋し得べき問題、斯様な問題が議會に現はれゝば憲政會の人も共々に立つて此の決議に贊成すべき筈であるにも拘らず、此の決議に反對を試むると云ふやうな事は、何か其間に存在しはしないかと云ふ疑團を生ずるのである、私は此疑團を貴下方の上に加はらしむることを御氣の毒に思ふのである（「無禮なことを言ふと許さぬぞ」と呼ふ者あり）諸君は本員の陳述する所を以ちまして、單に反對黨を攻擊する言葉として御聽取りのないことを希望するのであります、本員は政黨に基礎を置かざる官僚内閣（「アミーバ」と呼ふ者あり）此官僚内閣は此寺内内閣を以て最終の幕と心得て居るのであります、此官僚内閣を墳墓に送らんとするに當りまして、想起すことは政黨の事であります（「後藤に睨まれて居るぞ」「默れ〳〵」と呼ふ者あり）此官僚内閣が終焉を告げたる後は、國民の意志を代表すべき吾黨、及び憲政會或は國民黨の責任の重且大を加ふることは言ふ迄もないのであります、故に政黨の内容を淸新にし、政黨内閣の執行ふ所の政策は、總て公平に、一點醜陋の事無きを國民に了解せしむるの要があるのである、吾黨の心を此に用ふるや最も切なるものがある、造次に於ても、顚沛に於ても、此に心を致して居るのである、吾輩の如き固より不肖にして、事志に副ふ能はざる點あるのを恐懼致して居るのであります、憲政會の諸君たる者、本員の此言議を以て他山の石となし、過は過となし、既往に鑑みて將來の向上を圖り、衆議院第二の大政黨として、國民の負託に背かざらんことを切望するのである、本員等も亦前車の覆轍に鑑みて、大に戒飭を之に加ふる積りである、若夫れ本員の所言を以ちまして、單に反對黨を攻擊するものと強辯され、其非を蔽ふが如き事があるならば、本員は憲政會の爲に惜むのみならず、政憲政治の爲に甚だ之を遺憾とするのである、終りに臨んで政府に警告する、本件の如きは眞に大隈内閣秕政の片鱗の露出したるものである、毎年々々此様な秕政の一端が露出されるのである、本件も亦其露出する片鱗の一端である、現内閣は大隈内閣の秕政を矯正せんが爲に存在して居るのである、故に既往に於ける右の曲事を矯正し、且つ將來吏僚をして斯の如き、曲事を行はしめないやうに、切に希望を致して此壇を降る。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　山田珠一君。

〔山田珠一君登壇〕

○山田珠一君　諸君、問題になつて居りまする所の豫算案の全部に對しては、既に我黨の同志議員より之を辯じて有まするから、私は此豫算の全體に對しては、今茲に辯論する事を略しまして、私は此農商務豫算に附帶されて居る所の此製鐵所製品拂下の問題に對して、私は茲に所見を述べやうと思ふのであります、此問題は元と産業の問題であつて鐵の事業の發達を奬勵すると云ふ性質の問題でありまして、所謂經濟の問題で、何等政治上には關係を以て居らぬ所の問題であるのであります（「のう〳〵」と呼ふ者あり）然るに拘らず此問題が政治上の問題と化して、而も農商務大臣の責任問題が之に伴つて起つたと云ふことは實に意量外のことでありますが、併ながら既に是が政治問題となつて居る以上は、吾吾は此問題に對して公平の見地より之を重大の問題として論辯しなければならぬと思ふのであります（「憲政會の死活問題」と呼ふ者あり）唯今中村君は此問題に付て失態の甚しきもの、不當の甚しきものと云ふことを高く唱へられて、而して其理由に至つては、唯だ單に此鋼片三萬噸と云ふ數量の多額なる事と、而して之を十年の長期に亘つて契約したと云ふ此二つのものが不都合であると云ふことを大體の趣旨として述べられて居る、而して之に附加ふるに此問題に付ては、一昨年即ち大正五年の春の議會に於ける豫算委員會の特別委員會の内容に付て何等か疑義の點があるが如く、又吾々憲政會の同志の者が此問題に何等かの關係を持つが如く頗る巧妙に、頗る毒舌と申しては甚だ言ひ過ぎかも知れませぬけれども、吾々としては實に聽くに堪へざる言葉を以て此問題を議せられたのであります、で若し此中村君の憲政會の惡口、又何等か此に疑はしき事の有るが如き事に付き喋々述べられたものを取除いて、眞に此問題の内容に立入つて、之を眞面目に公平に論じましたならば、頗る其の論據の貧弱なることを吾々は感ずるのであります（拍手起る）抑々此の民間に向つて三萬噸の鋼片を拂下げると云ふ此の問題の起因、此問題の生じたる所の當時に溯つて之れを案じて見るのに、既に前來屢々述べられた通りに、全く一昨年春に於ける議會に於いて、此の製鐵所の第三期擴張の問題に伴ふて、議員の大多數の意見即ち議員全體の意見と云うて宜からうと思ふが、今日に於いて鐵の事業の發達を圖るならば、單に之れを製鐵所の獨自の經營に委せずして、民間に於ても、此の事業の發達を奬勵することを努めなければならぬ、其の方法としては製鐵所は鋼片の若干を民間に拂下げて、民業の發達を促すやうにするが宜しいと云ふことは、當時の豫算委員會に於ける、特別委員會の全會一致の意見であつたと云ふことは、是れは當時

の其議事に與つた所の、即ち各派の委員の諸君、並に當時の議場に列せられた所の議員諸君の親しく記憶せられて、今尙ほ忘るゝことの出來ない所の事實であらうと思ふのである、其議員全體の輿論に依て此事が起つたのであつて、其當時に於ては、何等此間に疑義の挾むべき點はないのであります、現に其證據には(此時發言する者多く議場騷然)

○議長(大岡育造君)　靜肅に──

○山田珠一君　先刻山本君の製鐵所長官に對する所の質問並に鈴木君の辯明の中に於ても、吾々は當時小委員會、即ち特別委員會の委員として此議に與つたけれども、何等此問題に付て、製鐵所長官、政府當局に向つて、要請をすると云ふが如き意味を以て議して居らぬと云ふことを現に言はれて居る(「それで此樣な事が出來たから可笑しい」と呼ふ者あり)そこで大體の起りと云ふものは、此小委員會と、其後に於ける鋼塊三萬噸を東海鋼業會社に拂下げたと云ふ事は、全く連絡のないと云ふ事は是れで明である(「欺くべからず」と呼ふ者あり)然るに玆に問題が起つたのは、今即ち東海鋼業會社に三萬噸の鋼片を拂下げたと云ふことが至當であるか、或は失當であるかと云ふ問題になるのである(「君と島田君丈だ知らぬのは」と呼ふ者あり)然るに其當時に於て、三萬噸の鋼塊を民間に拂下げると云ふ時分に於て、民間の鐵製造業者に於て其拂下を望んだことは、大旱の雲霓を望むが如き有樣であつたと云ふことを、中村君は言はれて居りますが、當時の狀況を能く記憶される所の諸君は、此中村君の大旱の雲霓が望むが如しと云ふことを、事實と認めるであらうかどうであらうか、近く一昨年の春の事である、一昨年の春の當時に於て、議會で此鋼片三萬噸を拂下げると云ふ附帶條件を決議した場合に於て、何人が此鋼塊を拂下げて、さうして此半製品を精製品にすると云ふ計畫をした者があつたので有ませうか、其當時は單に東海鋼業株式會社なるものゝ發起人岡崎久次郎外若干の人間が之を拂下げたいと云ふことを希望したのである、此以外に於て此鋼塊三萬噸を拂下げると云ふことを希望した者は無いのであります是は全く事實である、全く是は事實である、決して大旱の雲霓を望むが如き有樣ではなかつたのである然らば其三萬噸と云ふものを十年の久しきに亘つて契約したと云ふことが不都合であるか、失當であるかと云ふことは、直ちに此問題其ものに付て精査したならば、判明する所の事柄である(「辯明亦拙なり」「のう〳〵」「默れ」「まづい〳〵」と呼ふ者あり)此鋼片三萬噸と云ふものを拂下げたのは、果して失當であるかどうであるか、斯る大事業を爲すに當つて、僅に五千噸若くは一萬噸と云ふが如き少量の原料を以て、さうして精製品を製造すると云ふ、大計畫の仕事を計畫すると云ふ者は何人がある、少しく此事業經營の事に通ぜられて居る者は相當の原料を得て、さうして機械も据付け、工場の整頓もして、さうして仕事を始めるに非ざれば、其間に於て利益を收むることの出來ないと云ふことは、何人と雖も知らなければならぬ、即ち此の鋼業會社に於て三萬噸の鋼片を拂下げると云ふ計畫をしたのは、即ち此の會社其者の計畫に於て、是丈のものを得ぬければどうしても仕事が出來ないと云ふことになつて居る製鐵所に於きましても同じく之を適當なる事と認めて、三萬噸を拂下げると云ふことになつたのである何等此間に於て怪むべき事は無いのであります、尙ほ此三萬噸と云ふものは、其當時議員の要望であつて、而して此三萬噸と云ふものは、即ち製鐵所の製造の最大限度である、拂下は是れ以上に出來ぬと云ふことを言つて居らぬと云ふことは、是亦豫算委員會に於て、政府委員の辯明して居る通りである、即ち三萬噸までは出來るが、尙ほ更に事業の都合に依ては、五萬噸までは出しても宜しいと云ふことは、其當時に於ける豫算委員會に於ける政府委員の辯明である、是は當時の關係して居る者は能く知つて居るのである、それで此三萬噸と云ふものは、決して此製鐵所の拂下の全部ではなく(「全部だ」と呼ふ者あり)又最大限度ではないのであります、即ち三萬噸以外に於て、尙ほ事業の都合の如何に依ては、五萬噸までは出しても宜しいと云ふ事を言ふて居る、即ち製鐵所の全部の能力ではないのである、若し他に此鋼業會社以外に於て、更に此鋼塊を拂下げて、さうして事業の經營をしたいと云ふ者があつたならば、或は製鐵所に於ても、之を適當に詮議して許否を決したかも知れぬと思ふ(「會社の辯明ですか」と呼ふ者あり)即ち其當時の事情は此通りである、更に此十年を長期と云ふことを言はれるが、是亦是等の事業に於て當然あるべき事である、適當なる所の原料を得て、さうして相當の年限內に於て仕事を經營して、利益を擧げやうとするならば、安固なる、是丈は確かり動かぬと云ふ所の原料を有つて仕事に掛らないでは、何人と雖も仕事をする者は無いのである、是は此議場に於ける事業に關係せられて居る所の諸君の、親しく經驗せらるゝ所であらうと思ふ殊に此問題に付て贊否を決するに付て……

「何ですか會社の辯明ですか」「默れ」と呼ふ者あり其他發言する者多し」

○議長(大岡育造君)　靜肅に願ひます。

○山田珠一君　殊に此鋼片の拂下を、十年の長きに亘つたのが不都合であると言ふが、製鐵所に於ては他の製品を十年の契約を以て拂下げた事は、其例があることを吾々は承知して居る、此製鐵所の各種の製品中に於て鐵以外に於て、尙ほ長期の契約を爲して拂下げたと云ふ事は若干あると云ふことを承知して居る、即ち「ベンゾール」の如き或は「タール」の如き、斯う云ふ物を民間に拂下げるに付て、十年の契約をして居ると云ふことは事實である、製鐵所の內部を調べたならば確に分る「タール」の如き「ベンゾール」の如きは十年の契約をしても宜しいけれども、鐵に限つて十年の契約をすることは出來ないと云ふことは不都合な議論である……

「才々默れ」「止せ〳〵」と呼ふ者あり其他發言する者多し」

○議長(大岡育造君)　靜肅に……

○山田珠一君　長期の約束をして──長期の約束をして、而もやつて居るものは即ち鐵以外にも種々の例があるのである、何ぞ單り此鐵を長期に亘つて拂下げると云ふことを怪しむのであるか、當然の事である(「簡單々々」と呼ふ者あり)此鐵を十年の長期に亘つて拂下ると云ふことは何等の怪しいことは無い(「簡單々々」と呼ふ者あり)此點に於て此拂下た事情、此內容を能く調べずして唯々單に或黨派的の感情を以て、而も他黨を傷けるに、斯る産業上の重大問題を利用することは、吾々は此産業を奬勵することに熱心なる諸君の爲めに頗る遺憾とするものである、反對黨を攻撃するには他に色々の問題がある政治上の問題に付き決して其材料の乏しきことを憂へぬのである然るに其問題を捨て、斯る世間の耳目を聳動せんとするに足るやうな材料を故らに利用して、さうして反對黨攻撃の材料に使ふと云ふことは吾々は諸君の爲めに憾むのである、諸君の爲めに其效るいことを遺憾とせざるを得ぬのであります、無論不當の事でないと云ふことを吾々は信じて居る、若し是が不當であるならば、若し是が不當とするならば、農商務大臣仲小路君は此拂下は前内閣責任であるけれども、現農相の責任では無いと云ふが如き事を言はれる、此問題は是は前内閣の時代に起つても、其責任は即ち現農商務大臣に存して居ると云ふことは事實が證明して居る、契約の締結は何時である、即ち大正六年八月である、現に農商務大臣は豫算委員會の席に於て斯う云ふことを言つて居られる「私の意見は製鐵所は是は官制上農商務大臣の管理の下に在ります其責任は當然農商務大臣に在るのであります、隨て私就任以來は非常重大な關係でありまして假りにも社會の耳目を惹くべき事であるか若くは大臣の責任となるべき事に付ては必ず當局大臣の指揮を受けるやうに致して居ります隨つて私就任以來斯る重要な契約其他の事に付きましては必ず當局大臣に伺ひを出して其指揮を受けて後に致すべき筈のことであります」斯の如く農商務大臣は自己の責任だと云ふことを自覺して居るのである、既に自己の責任であると云ふことを自覺して、而して此事が不當であると云ふことを知つたならば、何故に此本契約を締結する場合に於て適當の處分をしないか自己の責任と云ふことを分科に於て明かに陳述して居りながら、此本契約を締結したる所の事を以て、責任が無い關係が無いと云ふが如きことを言ふのは頗る本員は無責任の甚しきものであると云ふことを信ずるのである、要するに斯る問題を之を反對黨攻擊の材料に使つて、さうして世間の耳目を眩まして而も此産業奬勵の急なるを感ずる場合に於て、殊に此鐵の事業の最も切要を感じて居る場合に於て、斯る問題を政黨の攻撃の材料に使つて、さうして此仕事の進路を阻害せんとするが如きは、吾々は此議院の爲に此政府當局の爲に甚だ採らざる所であります斯る問題の此議會に提出さるゝと云ふことは、吾々は斷じて此議會の爲めに採らざる所であるから、此附帶條件なるものは直ちに之を否決せられむことを希望致します。

「拍手起る」

○岩崎勲君　討論終結の動議を提出致します。

「贊成々々」の聲起る」

○議長(大岡育造君)　岩崎君より討論終結の動議が

出ました、御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て本案の討論は終結致します、是より決を採ります、其順序に付て申します、大正七年度豫算中甲號歳出經常部第一款皇室費は、憲法第六十六條の規定に據り、協贊を要せざる費目なるを以て之を省き、歳出より歳入を順次採決致します筈でありますが、前例に依て先づ修正せられたる費目に付て採決を致したいと思ひます、御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議無しと認めます、仍て玆に更に申して置きますので、修正が三通りあります、即ち早速整爾君の修正、鈴木梅四郎君の修正、豫算委員長の修正と此三通りがあります、此内共通のものもあります、共通ならざるものもあります、仍て共通の箇所を除いて單に早速整爾君の修正に係るものを第一に諮ります、是が最も本案に遠い修正であります、其次に採りますものは早速君と鈴木君と共通のものもあります、又早速君と委員長と共通のものもあります、斯の如きものは其都度一々聲明して諸君の參考に供して決を採りたいと思ひます、第一に早速君のみの修正に贊成の諸君の起立を求めます。

起立者　　少數

○議長（大岡育造君）　少數であります、右の外に早速君と鈴木君の共通の問題、即ち國債整理基金繰入二千萬圓減、鹽專賣倉庫新營費削除、是は早速君と鈴木君が共通の修正であります、之に贊成の諸君の起立を求めます。

起立者　　少數

○議長　大岡育造君）　少數此次は外務省の臨時部で早速君と委員長と共通の問題であります、即ち在哈爾賓總領事館新築費削除、之に同意の諸君の起立を求めます。

起立者　　多數

○議長（大岡育造君）　大多數であります—此前の議決は少數と云ふ迄を宣告して否決の宣告を落して居りましたから即ち否決であります、此處で更めて宣告致します——唯今のは多數に依り可決、其次は內務省の視學官設置に關する經費の削除であります、及び遞信省の航路擴張費の內の二十萬圓減でありま

す、是は鈴木君と委員長と共通のものであります、之に贊成の諸君の起立を求めます。

起立者　　多數

○議長（大岡育造君）　多數、可決しました——此際此二十萬圓の減に關して政府の同意を求めたい——大藏大臣。

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣（勝田主計君）　唯今のは政府は同意を致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　其次は早速君と鈴木君と委員長と共通の箇所であります、臨時部第二款第九項、大藏省專賣局東京試驗場新營費削除であります、之に同意の諸君の起立を求めます。

起立者　　多數

○議長（大岡育造君）　大多數可決——削除に可決、是れ丈で總て修正は決議を濟みました、此外に別に修正はありませぬ、即ち他は總て原案及委員長の報告に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、即ち豫算案の日程、全部は可決確定致しました（拍手起る）本日は……

〔「警告があります」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　警告は先刻申した委員長の報告通りで濟んで居る筈であります。

〔「警告には反對がある」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　唯今の通りで、警告は皆可決されたと御承知になつて宜しいのであります（拍手起る）本日は是にて散會を命じます。

午後六時五十三分散會

○大正七年二月十四日（木曜日）

午後一時十七分開議

議事日程　第十號

第一　**地種變更免租年期に關する法律案**（政府提出）　**第一讀會**

第二　**右議案の審査を附託すへき委員の選擧**

第三　**徵兵令中改正法律案**（政府提出、貴族院送付）　**第一讀會**

第四　**右議案の審査を附託すへき委員の選擧**

第五　**露韓國貨幣の處分に關する法律案**（政府提出、貴族院送付）　**第一讀會**

第六　**右議案の審査を附託すへき委員の選擧**

第七　**大正五年法律第四號中改正法律案**（政府提出）　**第一讀會の續**（委員長報告）

第八　**決議案**（武富時敏君外七名提出）

第九　**醫師法中改正法律案**（八木逸郎君外十四名提出）　**第一讀會**

第十　**郡制中改正法律案**（横山金太郎君提出）　**第一讀會**

第十一　**刑法中改正法律案**（赤尾彥作君提出）　**第一讀會**

第十二　**爆發物取締罰則廢止法律案**（磯部尚君外五名提出）　**第一讀會**

○議長（大岡育造君）　諸君、新たに議席に著かれたる御方がありますから御紹介を申します、御氏名を呼上げたるときは御起立を望みます——高知縣郡部選出議員岡田榮君。

〔岡田榮君起立〕

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一議員より提出せられたる議案左の如し

衆議院議員選擧法中改正法律案

提出者　藤澤幾之輔君　早速　整爾君
　　　　下岡　忠治君　加藤政之助君
　　　　齋藤　隆夫君

決議案

提出者　武富　時敏君　尾崎　行雄君
　　　　安達　謙藏君　下岡　忠治君
　　　　藤澤幾之輔君　早速　整爾君
　　　　今井　嘉幸君　押川　方義君

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

警察官の行動に關する質問主意書

提出者　　横山　勝太郎君

都市經營政策に關する質問主意書

提出者　　高松　正道君

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に掲載す〕

一去十二日委員長及理事互選の結果左の如し

巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案委員會

委員長　　田村　順之助君

理　事　　中山　梅治郎君

大正六年勅令第二百二號（承諾を求むる件）委員會

委員長　　陣　軍吉君

理　事　　吉田三郎右衞門君

一去十二日大正六年勅令第二百二號（承諾を求むる件）委員近藤達兒君辭任に付其補闕として有森新吉君を、巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案委員森秀次君辭任に付其補闕として半谷淸壽君を孰れも議長に於て選定せり

○議長（大岡育造君）　會議を開きます、日程第一、地種變更免租年期に關する法律案の第一讀會を開きます——松本政府委員。

第一　地種變更免租年期に關する法律案（政府提出）　第一讀會

地種變更免租年期ニ關スル法律案

第一條　左ニ揭クル土地ニ付開墾ヲ爲シ又ハ開墾ニ等シキ勞費ヲ加ヘテ地目變換ヲ爲シタルトキハ地租ヲ課スルニ至リタル年ヨリ二十年以內ノ地種變更免租年期ヲ許可ス但シ事業成功ノ定アル土地ニ付テハ事業成功後開墾ヲ爲シ又ハ開墾ニ等シキ勞費ヲ加ヘテ地目變換ヲ爲シタル場合ニ限ル

一　明治八年開拓使布達第三號山林荒蕪地拂下規則第二條ノ規定ニ依リ地租ヲ課セサル土地

二　明治十九年閣令第十六號北海道土地拂下規則第十條但書ノ規定ニ依リ地租ヲ課セサル土地

三　明治二十二年法律第十八號ニ依リ地租ヲ課セサル土地

四　明治二十三年法律第七十九號屯田兵土地給與規則第三條及第八條ノ規定ニ依リ地租ヲ免除シタル土地

五　明治三十年法律第二十六號北海道國有未開地處分法第十八條ノ規定ニ依リ地租ヲ課セサル土地

六　明治三十二年法律第二十七號北海道舊土人保護法第二條ノ規定ニ依リ地租ヲ課セサル土地

七　明治四十一年法律第五十七號北海道國有未開地處分法第十九條ノ規定ニ依リ地租ヲ課セサル土地

地種變更免租年期明ニ至リ地味成熟ニ至ラサルモノニ付テハ更ニ年期ノ延長ヲ許可スルコトヲ得但シ通シテ二十五年ヲ超ユルコトヲ得ス

第二條　地種變更免租年期又ハ其ノ延長ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ政府ニ申請スヘシ

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員松本重威君登壇〕

○政府委員（松本重威君）　本案は北海道に於きましては、各種の特別年期を有つて居る土地がありますが此免租年期を有つて居りまする土地に對して、開墾又は開鑿に等しき勞費を加へました場合に於ては、特殊の免租年期を與ふる必要があります、是に依て本案を提出致しました、御審議の上御協贊あらむことを願ひます。

○議長（大岡育造君）　日程第二、右議案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎君。

○岩崎勳君　本案は委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、仍て本案は議長指名九名の委員に付託することに決しました——日程第三、徵兵令中改正法律案の第一讀會を開きます——大島陸軍大臣。

第三　徵兵令中改正法律案（政府提出、貴族院送付）　第一讀會

徵兵令中改正法律案

（本案は本卷九頁貴族院議事中に揭載せるを以て再揭の煩を避く）

〔國務大臣大島健一君登壇〕

○國務大臣（大島健一君）　唯今議題になりました徵兵令の改正理由の要點を申上げます、現行徵兵令中には各種の取除がありまして、必任義務の均等の上に遺憾の點が尠くないと云ふことを、平常當局に見て居りますので、夫等に依て各種の弊害も起り、延て精神上にも影響する點が尠くないと云ふ感じを持ちましたので、今回此改正案を提出致しました、改正案の主なるものは、從來中學以上に在る者は、其學校の學期の長短を論ぜず、滿二十八歳に至るまで徵兵の猶豫を許して居りました、此間には學校にも行かずして、唯だ名丈を學校に置いて、他の事業に從事して居るなどゝ云ふ者もあります、之を今回は猶豫の制を廢めまして、徵集猶豫と云ふことに改正を致します、滿二十になつたら檢査を受けて、其後は在學の年數に應じて延期を許すことに致します、第二は從來小學校の敎員たるべき者は六週間の現役を以て兵役を終ることになつて居りました、學校の敎員は、軍隊に於ける精神技能を十分に會得致しまして、小國民の必任義務の遂行を完全する大任務を持つて居る者でありまするので、六週間の現役を以てしては、其目的を達することは出來ませぬので、之を一年間現役をやらせると云ふことに改正を致します、次には從來徵兵の適齡以後に於て外國に參りました者は、外國に在る故を以て徵兵の猶豫を致して、三十二に至るまで外國に在りまするると、爾後は國民軍に入れる事になつて居りました、然るに後備の年期は爾來五年のが十年になりましたから、それと合せまして二十歳以前の者は、徵集を延期して三十七まで外國に居りましたれば、其以後は國民軍に編成すると云ふ事で御座います、二十歳以後に於ては外國へは行かれぬ——徵兵義務を終つてでなければ行かれぬと云ふ制度に致しました、其他は法令の改正、從來徵兵事務の實行上、小部分の修正を致しましたのであります、改正の重なるものは前申述べました三點で御座います、どうぞ御審議の上御協贊を賜はらんことを願ひます。

○紫安新九郎君　議長。

○議長（大岡育造君）　紫安新九郎君。

〔紫安新九郎君登壇〕

○紫安新九郎君　本案に就て私は、政府に二三の質問をして見たいと思ふのであります、歐洲大戰爭の實況に鑑みますると、隨分多くの兵を動かして居る即ち獨逸は八百萬以上、墺地利は六百萬以上、英國は五百五十萬以上の兵を動かして居るのである、此經過から見ますれば、將來亞細亞に事有る場合に於ては、我國も隨分多數の兵を動かさなければならぬであらうと思ふのであります、然らば政府は將來に陸軍の兵制の大改革を行つて、大に兵數を増加せんとするの考を持つて居るか、又兵數を増加せんとすれば、服役年限を短縮するの考を持つて居るかどうか、次には此徵兵令にして改正せらるゝに際しては之と關聯せる所の徵兵事務條例並に施行細則は、當然改正せらるゝものであると云ふ事を私共は豫期して居つたのである、此徵兵事務條例並に施行細則は甚だ複雜多端にして、是が取扱の局に在る者が、困難を感じて居ると云ふことは、全國一樣である、政府は此徵兵事務條例、並に施行細則を改正するの意思を持つて居るかどうであるか第三には本例に依れば從來有りし所の徵兵猶豫は廢せられて、丁年に達すれば學校に在る者と否とを問はず、一樣に檢査を爲して、合格せる者にして尙ほ高等學校に在る者に對しては二十七年まで入營を延期して、而して就學年限に應じて二十七年に達するまでの間に本人をして入營を屆出でしめて其場合に入營せしむると云ふのであるが、丁年の際に合格して居る者でも、二十七年までの間には身體に變化を及ぼすのである、さすれば丁年の際に合格せるものと雖も、實際に屆出に依て入營せしむる場合には、果してどれ程の合格者を取ゐ事が出來るかどうかと云ふことは疑問である、之に付て政府は差支なしと思ふのであるか又次には本令に依れば六週間現役が廢せられ、六週間現役が一年に延長されるのである、所で六週間現役の規定が制定せられたる當時と今日とは、普通教育が餘程進步して居るのである、而して又現在の規定に依れば現役は三年である、三年であるが兵種に依ては二年、又は一年で歸休を許して居るのである、然るに普通教育の進んだる今日では、頭が出來て居るのであるからして、軍事教育を施す上に於ても、餘程私は六週間現役の制定せられたる當時よりかは便利であると思ふのであります、然るに三年現役に於て或る兵種に依ては二年又は一年で歸休を許しながら普通教育の進步せる今日に於て、六週間現役を殆ど十倍の一年にまで延期したと云ふことは、甚だ權衡を得ないと思ふのである、是等に付て政府の所見を問ひます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　大島陸軍大臣。

〔國務大臣大島健一君登壇〕

○國務大臣（大島健一君）　紫安君の御質問に御答を致します、御質問の第一は將來の戰爭には多數の兵力を要する、就きましては陸軍は此兵力を増加するの考があるか又増加する爲には、年限の短縮を爲しはせぬかと云ふ事のやうであります、第二が徵兵令の改正に伴うて事務條例並に事務細則の改正をするか第三は滿二十歳にして身體檢査を行つて後ち入營の際にまで其身體の健康狀態は維持せらるゝものと思つて居るか、第四、最後には二年現役兵の年限は長きに過ぎはせぬか、今少し之を縮めることは出來ぬかと云ふ御質問のやうであります、陸軍は希望としては、無論兵數の増加を望むのであります、併ながら紫安君の御質問は、或は二年兵役よりも短い年限に於て多數の兵を教育する方が宜くはないかと云ふ、多分御意思であらうと思ふのであります、何故ならば其議論は從來も屢々論ぜられ、聽きも致したことでありますから——二年兵役を一部に採用しましたのは、無論多數の兵を教育したい目的でありまして、是は單り帝國のみならず、他の列強に於きましても、其考を以て實施致して居るのでありますが二年の教育は既に不十分であります三年に較べて—併し多數の兵を要する點から、忍んで此所迄に致して居るので、此以下の年限短縮と云ふことは、今日迄我軍が實驗しました所に於きましても、他の國に於ての意見を聽きましても、是より以下に縮めると云ふことは、益々兵の精鋭の度を減じますので、是より以下に減ずると云ふことは出來ませぬ意見で御座います、それで兵數の増加は灣に希望すると申したが、吾々の望む所でありまするか、是は擴張其他の手段に依る外はないと考へて居ります、徵兵令の改正に伴ひまして、徵兵令の事務條例、並に其細則の改正は、本例の改正に伴つて致さなければならぬ所は、無論改正を致します、尙又紫安君の御意見其他に於いて、成るべく簡單確實にして行かれるものは、改正をしたいと云ふ考は持つて居ります、滿二十歳にして檢査をする、此際に於きまして既に服役に堪へ得る者、即ち徵集さるべき者、其他免除さるべき者との區分を立てます、此區分が既に在學者の將來の爲には餘程便利な事と考へます、又入營の節には無論再び入營すべき者、是は今日の實驗では餘程少ない數で御座います初めに檢査を受けます者か

ら較べますと、それは尙ほ檢査をしまして、爾來健康の度合の宜しくない者、服役に堪へぬ者は免ずることになつて居ります、それは今日の制度に於きましても、入營の時には一回檢査をしまして、服役に堪へぬと云ふ見込の者は之を免じて、補充兵を以て補ふことになつて居ります、六週間現役兵を一年に一足飛に增加することは多いことはないか、況や爾來學問も進歩し、學校の設備も進んで參つて居るから、往時六週間現役兵の制度を決めた頃よりは、小學校敎員になるべき者の軍事敎育は多少進んで居る筈である、其他の智識も進んで居るのである、之を今少し短くは縮められぬか（「委員會委員會」「簡單々々」と呼ぶ者あり）今の六週間は如何にも短い時日でありまして、到底希望の軍事敎育を施して、それを以て歸つて小學校で國民の敎育をするには、當初より足りないと考へて居つたのであります（「簡單に願ひます」と呼ぶ者あり）此大切なる仕事をするのであります、學問の進歩と共に軍隊も進んで居ります、同じく（「詳しい事は委員會で願ひます」「簡單々々」と呼ぶ者あり）進歩して居るのでありますから、今回の改正の一年は吾々は必要と見て居ります。

○議長（大岡育造君）　日程第四、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられむことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ、此委員は議長指名十八名とし、之に付託することに決します――日程第五、舊韓國貨幣の處分に關する法律案の第一讀會を開きます、白仁政府委員。

第五　舊韓國貨幣の處分に關する法律案（政府提出、貴族院送付）第一讀會

舊韓國貨幣ノ處分ニ關スル法律案

（本案は本卷一三頁貴族院議事中に揭載せるを以て再揭の煩を避く）

〔政府委員白仁武君登壇〕

○政府委員（白仁武君）　本案は舊韓國時代に於きまして、其條例に依て發行致しました所の貨幣、其貨幣の事に關する問題で御座います、此度貨幣統一上の必要よりして、貨幣法を朝鮮に施行致しまする、就きましては舊貨幣の効力が、貨幣法の施行と共に無くなる譯でありまする、夫故に其効力を三箇年の間猶豫を與へんが爲に、此法律を出しまして、さうして三箇年の通用を認めんと欲するものであります、唯今朝鮮に於きまして、舊貨幣が約二百萬圓許りの殘額となつて居ります、夫故に三箇年の期間、凡そ効力を停止致しましてから若干の期間を與へましたならば、全部貨幣法に依て發行する所の――認めまする所の貨幣と引換へることが出來ると云ふ見込であります、尙ほ彼地に通用致して居りまする所の葉錢は、漸時其効力を認めまして、適當の時機に於て處分を致す積りであります、極く簡單な法案でありますするから宜しく御詮議を願ひます。

○議長（大岡育造君）　日程第六、右委員の選擧を議題と致します。

第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　本案は委員の數を九名とし、議長に於て指名せられむことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議なきものと認めます、仍て本案は議長指名九名の委員に付託することに決します――日程第七、大正五年法律第四號中改正法律案、第一讀會の續を開きます――委員長大堀孝君。

第七　大正五年法律第四號中改正法律案（政府提出）第一讀會の續（委員長報告）

〔大堀孝君登壇〕

〔拍手起る〕

○大堀孝君　大正五年法律第四號中改正法律案委員會に於ては、本案を極めて簡單なものと致しまして大正七年度の臨時事件費に關しましまする豫算が、既に當院に於きまして決せられました以上は、已むを得ざるものと認めまして、全會一致の下に政府案に可決協賛を與へることに決しましたので御座います、此段御報告申上げます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否やを諮ります。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　二讀會を開くに御異議ないものと認めます。

○岩崎勳君　直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定されんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て直ちに第二讀會を開きます、議案全部を議題と致します。

大正五年法律第四號中改正法律案　第二讀會（確定議）

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ、三讀會は省略せられて直ちに可決確定したることを宣告致します――日程第八、決議案を議題と致します、議案の朗讀を命じます。

第八　決議案（武富時敏君外七名提出）

〔書記朗讀〕

決議

現內閣の存立は憲政の常道に悖り天下の人心を繫くに足らす外に對しては折衝概ね機宜を誤り殊に對支政策に至りては左支右吾帝國の威信を失墜すること尠からす內に在りては經綸の見るへきもなく唯自己の權勢を支持するに急にして妄に小策を弄するのみ若夫れ重大なる國務に關し交讓に藉口して自己の主張を二三にするに至ては恥を知らさるの甚しきものなり閣臣の責任を解せさる未た曾て現內閣の如きはあらす此の如きに斷して曠古の時運に際會して大政輔弼の重任に堪ふる者にあらす宜しく速に自ら反省して處決する所あるへし

右決議す

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　武富時敏君。

〔武富時敏君登壇〕

〔拍手起る〕

○武富時敏君　諸君、吾々は現內閣の成立當初より反對する者でありまして、之に信任を置かざることは、今更申す迄もない事であります、今日に於ては獨り吾々のみならず、此議會全部とは言ふことは出來ますまいが、此議會の大多數は現內閣に贊成するものでない（「のう〳〵」「ひや〳〵」と呼ふ者あり）強て此現內閣を擁護しやうとする者でないと云ふことは無論の事であります（拍手起る）唯だ屢々內閣の更迭を惹起す如きは、此時局の重大なるに顧みて愼むべき事として、暫く隱忍自重せらるゝ丈のことであらうと吾々は信ずるのである（拍手起る）諸君が國事を愼重に考慮せらるゝのは、吾々も敬意を表する所であります、併ながら吾々は此時局の重大なるに顧みて、斯の如き現內閣の存在することは、國家の不利と確信する（拍手起る）此重大なる時局に當つて、一日現內閣の存在を長からしむれば、一日丈國家の不利なりと確信するのであります（拍手起る）現內閣の在職既に一年半、何事を爲したであらう（「徒らに聲のみ高し」と呼ふ者あり）外は共同作戰に從事しつゝある協商各國すらも、或は日本を疎外するではないかと疑はるゝ事實が、屢々發生したのである、是は畢竟現內閣の折衝其機宜を誤つたるの致す所である（拍手起る）殊に支那に對する措置に至つては、當初現內閣は日支親善、內政不干涉を標榜しながら、今日の實際は如何である、實際に爲す所は總て此日支親善、內政不干涉に反對の事實が著著として現はれて居る（拍手起る）一部の軍閥を援けて之を擁護して、支那の政局に立てやうとした所の事實と云ふものは天下周知の事實である（拍手起る）當期議會の初より外務大臣は屢々之を辯解して唯だ時の前後、月日の前後なぞを云々して、强て辯解を試みましたが、此天下周知の事實は、一も之を隱蔽する事は出來ないのである（拍手起る）斯の如くして支那大多數の怨を招く事は勿論、是迄其援助を受けたる者すらも、日本政府の態度屢々動搖して或時は大に之を援くるが如く、或時は全く手を引くが如く、動搖常なきが爲め、援を受けた者すらも遂に窮地に陷つて、日本政府の賴むに足らぬことを今日は怨んで居るではないか（拍手起る）斯の如くして支那に對する帝國の威信を、愈々日々に失墜せんとしつゝあるのである（拍手起る「拍手貧弱」と呼ふ者あり）又內政に於ては唯だ一時を糊塗し、彌縫するが爲に、小策を弄んで、それが爲に害毒を世間に流した事は幾らもある、併ながら國家を利するの政策に至つては、未だ曾て見ることが出來ない、唯

だ自己の權勢を維持する爲には、立憲の精神も、政治上の德義も、更に顧みる所でない(「それは大隈內閣だ」と呼ぶ者あり)去ればこそ當期議會に提出せられたる豫算、其他の法律案、即ち政府の大正七年度に於ける百般の政務の基礎を成すべき財政計畫を根本から破壞されて、而も恬然として恥づる所はないではないか(拍手起る)凡そ――凡そ大臣宰相たる者は、其意見用ひらるれば進んで事に當り、用ひられざれば、身退くと云ふことは古より然り、古今の通義である、況や立憲政治の今日に於ておやである。

〔「君はどうした」「居据りはどうした」「默れ」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 靜肅に……

○武富時敏君 豫算は其根本を覆され、殊に國務の最も重大なるものとして、然も豫算關係の問題として最も重大なる國防の計畫は、此議會は、不完全なり、不徹底なりとして之を斥けたのである(拍手起る)唯だ國防の一日も緩うすべからざるを慮つて、纔に其豫算は承認を經たのでありますが、併ながら此國防計畫は他日徹底的に、完全に之を立直すべしと云ふ條件を付して、豫算は纔に通過したのである(拍手起る)然らば即ち豫算は通過はしたものゝ、其事實は豫算全部の廢棄に等しきものである(拍手起る)苟も責任を知るの內閣であつたならば、此際に處決すべき筈である(拍手起る)然るに事此に出でない(「簡單々々」と呼ぶ者あり)斯の如き立憲の本義に悖り、國民に其基礎を有せず、孤立無援、據る處なく、援くる者なく、孤立煢々として、何として國家の大事を斷行することが出來やうか(拍手起る)斯の如きは斷じて此時局に當つて、大政輔翼の重任に堪ゆるものでないと吾々は信ずるのであります(拍手起る)內閣諸公、此時局の重大なるを慮り苟も君國に忠なるの誠を有せらるゝならば、宜しく速に自ら反省して處決する所ありたい事を、吾々は偏に希望するのであります、是が本案を提出したる理由であります。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 小久保喜七君。

〔小久保喜七君登壇〕

〔拍手起る〕

○小久保喜七君 私は武富君の演說を謹聽致して居りましたが、武富君の御議論の趣意と云ふものは、一つは現內閣は外交に於て失態が多いと云ふのと、一つは財政計畫に於て衆議院に讓歩をしたと云ふことか、不都合であると云ふ此二點に外ならないやうに私は聽いたのであります、故に此二點に就て私共の意見を申上げて、此決議案に反對の理由を述べたいと私は考へます(「謹聽」と呼ぶ者あり)第一に私は、此財政計畫の點に就て申上げて見たいと思ひまするが、此豫算案を熟々見ますれば、現內閣の第一の計畫と云ふものは、軍備充實即ち國防計畫に在つたのであります、此軍備充實に要する經費の爲に增稅を計畫致した、而して其序を以て稅制整理を企てたのであります、吾々は段々質問應答し、愼重審議致しました結果、此國防計畫に於ては未だ十分と云ふことは出來ないけれども、先づ今日の時勢是は已むを得ない事である、又造艦能力が無いと云ふ以上は、是亦當局者の說を信じて、國防計畫は是認するが宜しいと云ふので、國防計畫を認めたのであります、國防計畫を既に認めた以上は、之に對する經費と云ふものも認めなければならぬと云ふので、酒稅及所得稅を認めたのであります、而して其他の稅制整理に至りましては今日は變態の場合である、變態の場合は稅制整理をすべき時でないから、是は後日に延期するが宜しいと云ふことか吾々の意見で、之を政府に交涉を致しまして、而して政府は衆議院多數の意見を容れたと云ふのであります、何が惡い、衆議院の意見を容れなかつたならば、惡いと言ふて小言を言ふて宜しいが、此方の意見を容れたからそれが惡いと云ふ小言は、甚だ私は不適當な事と考へます(拍手起る)若し衆議院も己の意見を一步も讓らず、政府も己の意見を一步も讓らぬと云ふことが是が當り前だと云ふことになれば、衝突に衝突を重ね、決して此憲法政治と云ふものは圓滿に發達をしないと私共は思つて居ります。

〔「それこそ非立憲だ」「默つて聽け」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 靜肅に願ひます。

○小久保喜七君 且つ日本の議會は此主義を是認して居る、そこで私は日本の議會史を諸君に申上げて見たいと思ふ、諸君はまさか御忘れではあるまいと思ふ、此前加藤政之助君が御引きになりまして、此第四議會の出來事であります、加藤君が申しました通り、渡邊大藏大臣が一錢一厘も引けないと云ふ時に於て、衆議院は如何なる動作を執つたのでありますか、此時は全く加藤君の言ふ通り、尾崎君が渡邊大藏大臣と非常に質問應答の結果、大藏大臣は一厘一毛も引けないと言つたので、そこで此上奏案となつた、立憲政體と云ふものは和衷協同が必要であるのに、何故一錢一厘も引けないと云ふ、甚だ不都合であると云ふ事を以て之を上奏したのであります、御忘れにはなりますまい、而も此上奏案の提出者は河野廣中君であります(拍手起る)諸君、一毛も引けないと云ふことは怪しからぬと云ふことを上奏した又極く近いところでは二十六議會であります、二十六議會の出來事は諸君如何でありますか、桂總理大臣兼大藏大臣、稅制整理と致して、御承知の通り主として出したのは所得稅である、所得稅其の他のものを、稅制整理しやうと致して提出しました、衆議院多數の意嚮に依て、此の主たる所得稅は之を後廻しとして、さうして諸君も御承知の通り衆議院の意見を容れて、地租輕減をしたのである、此妥協案の時に吾黨を代表致して演說を致したのは、諸君尾崎君であります(拍手)此妥協案の第一人は誰であるかと云ふと憲政會の黨祖たる桂君であつたのである、而して此時の大藏次官は誰であつたかと云へば、憲政會の顧問の若槻君であつたのであります(拍手起る)而して、又此時に政府は八分では少ないから一厘にしろと言つて尙更吾々の言ふ通りに意見を拒げろと云ふて、此壇上で演說を致したのは誰であるかと云ふと今の武富時敏君であつた(拍手起る)諸君、即ち和衷協同は憲政の發達の爲に必要であると云ふことは、我日本の衆議院の傳統的主義と相成つて居るのである、諸君は都合の好いときにそれを望むで、急に都合が惡くなると、何故衆議院の多數の意見を容れたと言うて、不信任問題を提出するのは、餘りに諸君は酷いではないかと私共は考へます、(拍手起る)又諸君、今日迄三土君や齋藤君も申しましたが軍艦製造費を繼續的に要求して居りながら、來年の費用は自分には分らぬと言ふて答辯をせず、又六千八百萬圓を責任支出として衆議院に諮らずして之を使ひ、又非募債主義を標榜して、數千萬の募債を致した內閣の大藏大臣が、人の財政の放漫呼りは、少しく私は泥醉者が禁酒を說くの傾があつて滑稽であると思ふ(拍手起る)私は此理由に依て、此度政府が吾々の意見を容れたと云ふことは、少しも不信任の材料にならぬと信ずるのであります、次に外交の點でありますが、どうも武富君の演說は實に大體でありまして、外交は機宜を失した、歐洲に對しても信用を失つたではないかと云ふ丈で、少しの說明もございませぬ、故に私共は之に向つて何とも說の立てやうが無いのでありますが、併し私共が先日來、段々憲政會の領袖諸君の衆議院に於ける質問を拜聽致しまするに、其中で最も此強く對歐洲策に於て過ちのあつたと云ふことを御論じになつたのは尾崎君であります、其尾崎君の演說中に、最も強く政府を攻めましたのは、此現內閣が出兵に對する所の處置が惡かつた、出兵を嫌ふ如き傾があつたが爲に、歐洲諸國から此日本には何か考が無いかと云ふ、非の疑惑を受けた、此疑惑は必ず此講和會議の際には惡い結果を見るであらう、吾々に相談すれば好い考もあつたらうと云ふことを、一月二十三日の議場で御話になつたのである、是が一番現內閣が歐洲に對する政策の過ちらしく論じて居るのであります、私は是は不思議に堪へぬ何故不思議に堪へないと云ふに大隈內閣の時に出兵をするかしないかと云ふ質問を確か吾黨の小川君かと思ひます、質問を致した場合には、大隈內閣は出兵の計畫はしないと云ふことを委員會に於て明答を爲すつたのみならず、聞けば大隈內閣は內閣で決めたか何かは存じませぬが、外務省に於ては、出兵は御斷りになつたかのやうに私は聞いて居るのであります、自分の內閣で委員會で明言をし、而も自分の內閣で斷つて置きながら、何故お前の內閣は之をしないと言ふて攻めるに至つては諸君、全く私は驚くの外ないと信ずる(拍手起る)諸君、此點に付て辯せらるゝ事があらば、此後から御辯明になつて宜しい、私は明かに速記を持つて居る、それが爲に速記を持つて來たのであります、又次に支那問題に付きましても、私は前日來諸君の質問應答を拜聽致しまするに、憲政會の諸君の質問は現內閣は無干涉を標榜して居りながら、段祺瑞を援けて、而して南方を壓伏したのは怪しからぬではないかと云ふことが、是が第一の趣意であります、而して之に對する現內閣の答を見ますれば、決してさうでない、段祺瑞と交涉したと云ふことは、段祺瑞が總理大臣の時代であつて、即ち此內閣は現在の政府を常てに交涉するより外に仕方がないと云ふこと

が、外務大臣の答であつたのである、而して此憲政會の諸君の質問は今申上げまする通り、それは表向で實は嘘であると云ふことが是が大體の質問、而して今日本議場に不信任の起つた所以であらうと私は信じます、併し諸君、私共から見ますれば、段祺瑞が總理大臣を罷めても、日本政府が段祺瑞と交渉して、其次の總理大臣と交渉しないと云ふことならば是は段祺瑞を偏愛したと云ふことが出來る、併ながら與國の承認を致して居る――儼然立つて居る支那政府の總理大臣の段祺瑞と交渉して、何が差支あるかと私共は思ふのであります（拍手起る）要しまするに私共は、現內閣に於て、對支政策上多少小なる事に於ては失態もあるか知らぬが、大體に於て現在の政府と交渉すると云ふことは、決して私は惡い事であるとは信ずることが出來ない、それから又尾崎君や其他の諸君――特に尾崎君の言葉の中に二度あります、當議會でも言つて居るし、委員會でも言つて居る言葉は何であるかと云ふに、政府とは日常の事務、即ち此貸金の利子であるとか、或は又旅行券であるとか云ふことの交渉は現在の政府とするが宜しいが、其他の事に於ては、多少の考を持たなければならぬと云ふやうな意味を、當議場に於ても言つてあるし、委員會でも言つてあるのであります、併し諸君、能く御考を請はなければならぬ、而も大隈內閣が現在の政府と云ふものに構はず、南方の事は革命黨に賴り、北方の事は宗社黨等に圖つて、支那を混亂に陷れしめたのが、日本が對支政策上大失策の原因と相成つて居るのである（拍手起る）要しまするに、大隈內閣の行詰りも此對支外交の爲である苟も一國の政府たるものは、他國の或る團體と私は交渉すべきものではない、兎に角政府たる以上は、與國の認めたる政府と交渉するのは、當然なりと私共は確信致すのであります、此點から言ふて現內閣の對支外交政策も、未だ不信任問題を提出するに至らず、其罪不信任問題を提出するに至らずと信ずる尙ほ私は最後に申します、武富君は三十一議會であつたらうと思ふ、山本內閣の海軍擴張費に向つて何と演說なすつた、此の擴張費は必要であるか、此內閣は信用を致さないから此擴張費に反對を致すと――尤もな事であります、此度は諸君は國防を認めて置いて、今になつて不信任問題とは十日の菊である（拍手起る）最早通過致しましても時候遲れであります、況や諸君不信任の後ろは信任であります、屢々諸君は不信任問題を出して破るれば其都度政府の信任は確まるのであります、故に私は此壇上に於て諸君の爲に此不信任案を御撤回になるが宜しいと云ふことを勸告を致すのである（拍手起る）

○議長（大岡育造君）尾崎行雄君。

〔尾崎行雄君登壇〕

〔拍手起る〕

○尾崎行雄君　唯今小久保君の反對論を承りました一々御答を致すべき筈であるが大體に於て略します（「何故ですか」と呼ぶ者あり）要するに小久保君としては洵に穩當なる事を言はれた、今や政府は妥協の名義の下に於て、政友會の軍門に降つたのでありますから、綺麗なる言葉を以て之を保護してやると云ふことは、武士の情と本員は認めたのであります（拍手起る）洵に小久保君としては、適當なる御演說であつたと思ふ、唯だ支那問題に對して御話になつた事は、不幸にして本員の意味を理解せられなかつたやうに感じますから、それを一言辯じて置きます、本員は有ゆる場合に於て、政府と交渉することを宜しくないと云ふのでない、是は屢々繰返したことであります、故に多數の諸君に對しては御迷惑であらうと思ふが、一言言はざるを得ない、同じ政府と申しましても、國民多數の意思感情を代表して居る時の政府もあり、全く之に反いて居る所の政府もある、政府でさへあれば總て之を相手にすると云ふのは……（發言する者多し）

○議長（大岡育造君）靜肅に……

○尾崎行雄君　所謂柱に膠するの見解であつて、國家の大體を誤るのは、總て斯の如き――今の外務大臣の言はるゝが如き、俗吏的見解から國事を誤ると云ふことを申したのであります、併ながら如何なる政府であらうとも、既に政府となつて居る以上は、日常の俗務中、是と交渉をせざるを得ざる場合もある、故に旅行券の如き、國債の利子の如き、其他の俗務と云ふものは、少數の政府であり、明日倒るべき政府であつても、已むを得ず是と交渉をせなければならぬ、唯だ國家百年の大計を議し、國と國との親善を圖ると云ふが如き場合に於て少數を代表し、咄嗟の間に倒れるかも知れぬと云ふものを對手に致しますると、國事を誤ると云ふ意味を申述べたのであります（拍手起る）又大隈內閣の事に付ても、多少事實の誤りがある、大隈內閣は決して叛逆者を援けるとか、或は北方の宗社黨を如何にするとか云ふやうなことはありませぬ、唯だ大勢を達觀して、袁世凱にして帝位に即くならば、支那は必ず紊るゝ、東洋の平和は紊亂せられる、此大根本から割出して東洋平和維持の道を立てたので、即ち英吉利、佛蘭西、當時の露西亞、是等と交渉致しました所が、列國皆な帝國政府の發議に同意を致して、聯合的忠告を致したのである（「其の前はどうだ」と呼ぶ者あり）伊太利は誘ひはしなかつたけれども、彼自身矢張此聯合國中の仲間に入つて來たと云ふのが事實であつて、此警告の結果袁世凱が倒れた、其後御承知の如く、南北に分れて居つた所の支那は忽ち統一が付いて、即ち現內閣が出來た時の如きは、支那は統一したる政府を戴いて居つたと云ふことは、爭ふべからざるの事實であります、大勢を察すれば斯の如くなる、大勢に反いた仕事を致しますれば、統一して居つた支那も、それが爲に忽ち南北に分裂して、收拾すべからざるが如き事態を現出すると云ふのは彼と是とを對照して見れば、明かに分ると云ふ意味を申述べたのであります（拍手起る）其他の事は先づ別に辯解を致さずとも宜からうと思ふ（「辯解は出來まい」「辯解すれば襤褸が出る」と呼ぶ者あり）若し强て御求めとあるならば……（「求めぬ」「第四十議會です」と呼ふ呼あり）

○議長（大岡育造君）靜肅に……

○尾崎行雄君　尙ほ一言申しまするが、現內閣に吾吾は初めより多きを望まぬのである、現內閣に對して、無論此重大なる時局を擔當するに足らぬと云ふことは初より信じて居るのであります、唯だ今日の場合に於て、小久保君の所謂吾々が歐洲出兵論に對して說を異にすると云ふが如きは、是も亦過日の私が質問演說の時に爲した事に對する誤解と言はざるを得ない（拍手起る）其當時一通り明かに分るやうに申して置いた筈でありますが、最初此戰爭に參加した場合に於ては、日英同盟條約の誼に依て參加したのである、其地域は印度以東に限られてある、若し彼の當時に於て、日英同盟條約なるものが無かつたならば、帝國政府は誰が局面に當つて居つても、或は直ちに兵を執つて立ちはしなかつたであらうと思ひます、唯だ同盟條約なるものがあるが爲に、其誼に依て立つた隨て其地域は印度以東と限られて居るのである、之が戰爭の第一期とも云ふべき場合であります、其の後獨逸政府の爲す所の處置が、或は戰鬪員以外の虐殺となり、或は無制限潛航艇の使用となり、殆ど人間世界をして一變して禽獸狀態にも陷るべき非常なる手段を執り來りましたが爲に、最初より平和を希望して居つた所の亞米利加も、戰の仲間に入り、同盟條約の誼などは何等の無い所の支那すらも、勸誘を受けて此仲間に入ると云ふ、此時は局面全く一變して、第二期若くは三期に入れりと評さなければならぬ場合になつて居る（拍手する者あり）此場合に於ては日英同盟條約の誼なしと雖も支那を誘つた程の帝國政府でありまするが故に、此二期三期の場合に於ては、恐らくは條約上の義務なしと雖も、此戰に世界列國と共に參加したかも知れませぬ、即ち印度以東の地域に局限すると云ふ場合とは全く事態を異にして居るが故に、隨て其後の働も亦趣を異にしなければならぬと云ふ意味を申したのであります（拍手起る、「よしたらどうだ」「彈劾演說に入り給へ」と呼ぶ者あり）曩に申したる通り、本員等は寺內內閣に對しては、初より望みを囑して居らぬのであります（「大隈內閣も亦然り」と呼ぶ者あり）併ながら切めては其死際丈は軍人らしく死ぬであらうと云ふことを期待して居つた（拍手起る）然るに今日の狀態は如何であるか、本員我帝國議會の事は、小久保君と共に一通り承知致して居りますが、帝國議會始つて以來、今日の如く見苦しき降參は、曾て內閣は致したことはないのであります（拍手起る「そんな事を言ふ資格はない」と呼ぶ者あり）其半面に於ては政友會の勝利を祝せざるを得ないのであります（「祝して貰はぬでも宜い」と呼ぶ者あり）是迄の妥協……

○議長（大岡育造君）靜肅に願ひます。

○尾崎行雄君　是迄の交讓――皆妥協交讓と名くべき程度に於て行はれて居りますけれども、それですらも動もすれば非常な反對があつて、それが爲に政黨は幾度も分裂した事すらある、然るに今回彼等の所謂交讓なるもの、妥協なるもの、誰が見ても純然たる降伏で有ます（拍手起る）最初帝國議會の一院に向つて述べた其演說の根本すらも、變改しなければ貴族院に演說が出來ないと云ふが如き降參を何れの內閣が致したか、最初帝國議會に於て總理及大藏大臣等か內閣を代表して述べる所のものは、其當時

の精神骨髓を並べたのであるけれども、それを貴族院に於て述ぶる事が出來ぬ迄に根本的に其計畫を破壞せられたではないか、此如き事は妥讓ではない、妥協ではない、純然たる降伏で有ます、凡そ帝國議會に於て此の如き見苦しき降參が無かつたのみならず、世界何れの立憲國を調べて見ましても、此の如き失態は（「そんな事を云ふ資格はない」と呼ぶ者あり）全世界に曾て一度も無いのである（「何處を調べた」と呼ぶ者あり）是にも尙ほ―それをも尙ほ解せずして、之が憲政の妙諦であるなどと云ふ事は啻に立憲政體の罪人であるのみならず、風教の賊と申して一向差支ないことゝ思ひます、（拍手起る）此の如き事が―――此の如き事が苟めにも若し我軍人社會に行はるゝが如きことがあつたならば、我軍隊の精神は此に於て亡ぶるのである（「ひや〳〵」と呼ひ拍手する者あり）之が若し憲政の妙諦であるならば降參は平和の捷徑であると彼等は言ふに違ひない（拍手起る）之を要するに現內閣は既に增稅の―各種增稅案の滿場一致の否決、若は三分の二に及ぶ所の否決に依て、既に彈劾は受けて仕舞つたのである（拍手起る）彈劾は既濟の事實である、今日に於て之を責むるのは、殆ど死屍に鞭打つが如き有樣でありますけれども、如何にせん我立憲政體の前途の爲に、將た我風教の爲に、此の如き不都合なるものを其儘に鞭たずして捨てゝ置くと云ふことは、前途容易ならぬ結果を恐る、が爲に、已むを得ず爰に一言を費すのである（拍手起る「降壇すれば拍手してやる」「默れ」と呼ぶ者あり）開闢以來世界未曾有の此時局に適應はしき所の計畫が、豫算の何れの所に於て見られます、世界の聯合與國の豫算に較べて見るも、聯合與國の政治家の言行と比較對照して見られたならば、現內閣の施設、如何にも其當を得ないと云ふことは、何人が見ても分るのであります、曾て我友人は、內閣成立後二三箇月の際に於て、何か一通りの計畫があるならば、何れの所に於てか、何處か爪を見なければならぬ譯であるが、何れの所を尋ねても鱗爪の見るべきものなしと言つた、其當時に於てすら之を言ふの必要を感じたのである、爾來八箇月經つても、まだ鱗爪は現はれぬ、殆ど一年半に及んで豫算を編成しても何にもない、尋常一樣平凡なる仕事の外は何等も考へて居ないのであります即ち蛟龍の雲間にあるのではなくして、殆ど泥中に在る蚯蚓の如きものでありますから、何時まで經つても鱗爪を現はすことは出來ないのである、此に於て政治の根本を解せざる所の軍閥官僚の徒を援けて皇國の大計を樹つると云ふことは、到底能はざる所の事業であると云ふことは、滿場の諸君悟られたであらうと思ひます（拍手起る）又支那關係に就ては本員曩に質問の際に一通り申述べて置いた、又武富君も既に說かれました故に、重ねて繰返へす必要はありませぬけれども、其後豫算委員會に於て或は祕密會を開き、或は細かに膝を交へて質問應答を致したる結果、下の如き事實を確然として證據立てらたのである、公平と申しますけれども、確に一人の政治家を目標として之を援け來つたと云ふことは、質問應答の結果掩ふべからざる事實が發現したのである、それを打消さんと欲して述ぶる所のことは、貸した所の金の一部分は尙ほ先方の都合に依て東京に預けてあると云ふ位のことより外はないのである、但しは又契約の成立つた日は或る事件の後であると云ふことより外はないのであります、此の如き事、或は小兒を欺くの口實とはなるかも知れませぬけれども、無論の事、國民の代表者に向つて何等の感覺をも與へないのである、左樣な事は何等の値打もないのである、又政府であれば之を援けるより外は仕方がないと申しますけれども、曩に黎大總統の頃、段祺瑞と衝突して、段が免職せられて天津に引揚げた其時ですらも、尙は帝國政府は無官無位在野の段祺瑞を援けたと云ふ事實を突付けられて、答辯が出來なかつたではないか、又同じ段が復活して、馮大總統の下に於て之と隱然軋轢して、免職せられて北京を去らんとする時に於ても、我公使は或は段に面會し、或は馮大總統に面會を致して、段祺瑞免職せられたる段祺瑞復活の手傳をなしたと云ふ事實さへも辯解は出來ぬであらうと思ふ、唯々政府であるが爲に、國民の多數を代表して居るか否やを問はずして之を援くると云ふことすら可笑しいのに、況や政府であるから援くると云ふことすらも、事實に於て全く齟齬致して居る、本員が知る所のみを以てしても段祺瑞解職の後に帝國政府は二回迄も之を援け、復活の謀を運らして居るではありませぬか、殊に我政府の代表者たる林公使は、白晝公然段に非ずんば共に圖るに足らずと云ふことを、如何なる場合に於ても明言を致して居るのである、故に帝國政府にして苟も一方に偏せず、但しは又一人を目的として政治をなすことの過ちを知つたならば、少くとも段中心論を持て居る所の林公使の赴任をば差止めなければならぬ筈であるが、此事を本野外務大臣に問へば、答へて曰く、必ず林をば再び北京に遣る積りであると、斯う言つて居る此事の事實に行はるゝや否やは保證の限りでない、是迄屢々政策が變改せられたる如く、此證言も或は變改せらるゝかも知れない、併ながら今日ではさう言つて居る、段に非ずんば共に圖るに足らずと云ふことを如何なる場合に於ても明言し、新聞記者に迄之を明言して、天下に發表せらるることを憚らざる所の林公使を、再び北京に送る積りであると云ふ明言が、即ち不干涉傍觀等の言質には背いて、段一人を中心として之を援くると云ふ何よりの證據ではないか、のみならず支那に對する失政の結果として、非常の多くの讓歩を致した鄭家屯事件の讓歩を首めとして、今日に至る迄殆ど數へ盡すべからざる程讓歩を致した、而して得る所の結果はどうである、奉天省の排日騷ぎは如何、山東省の排日運動騷ぎは如何である、皆支那政府の官憲が主動となりて、日本排斥の運動を致して居ると云ふ事實は明白に現はれて居るではないか、斯く迄讓歩を致し、斯迄好意を盡して、其結果として各省の支那官憲から排日運動を爲さるるに至つては、帝國政府の威信亦甚だ危しと言はなければならぬ（「大隈內閣のことはどうだ」「そんなことはない」と呼ふ者あり）況や參戰を勸告し、百方力を盡して支那を勸誘致して戰爭に參加致させましたけれども、それに伴つて我が彼に讓歩すべきものは悉く讓歩したが、參戰の大目的であるべき所の獨逸勢力を驅逐すると云ふ點に於ては、未だ何事も出來て居らぬではないか、唯々獨墺の外交官を退去せしめ、隱れて居つた所の船を押收したりと云ふ事の外に何等の結果も得て居らぬではないか、甚しきに至つては、獨逸商人其他支那に在留して色々の働をなして居る所の獨逸人の驅逐すら、今日迄出來て居らぬではないか而して半面には何がある、之を勸誘したが爲に、國會の解散、憲法の蹂躪、南北の分裂、支那國民の大多數の反感を買ひ得たと云ふの外、總差引勘定に過ぎない、之を失政と言はずんば何事を失政と申すのでありませう、又更に大きな局面に就て論ずれば、此世界未曾有の大變亂に對して、帝國政府の主張は何であるか、其主張を貫く所の手段は何であるか、何等の主張も言ひ得ぬではないか、世界列國の政府皆時局に對する大主張及び之を貫く手段を述べて居るが、今の帝國政府は何等の主張もなく何等の手段もない、故に默して唯々世界のお伴をして行く丈のことである、過日も申述べられた通り、日本は聯合與國に對し既に非常なる大責任を取つて居る以上はそれに相當する丈の主張を持ち、此主張を我より提案して、彼の同意を求むべきは當然の位置及び權利を持つて居る、然るに何等の主張もない、段々祕密會まで開いて研究して見たが、何の主張も持つて居らぬ、何の爲に今日迄の犧牲を拂つて居るかと云ふことを自覺して居らぬのであります、或は膠州灣、南洋の占領、此等を「アルサス、ローレン」と同樣の程度に置かれると云ふことを滿面の誇として人に語らなければならぬと云ふ位の主張はあるかも知れぬ、吾々は聯合與國が「アルサス、ローレン」問題等を公然と提起するに當つて、我帝國政府に對して一言の交涉すら無いと云ふ事に付ては、滿腹の不平を懷いて居る者であります（拍手起る）今日の外交は列國政府の明言して居るが如く、國民と共にするのである、國家全體の輿論を以て外交の骨子とするのである、故に未た講和談判は開かずと雖も、講和會議の根本條件となるべき問題を提出致し、之を列國の間に協定し、或は國民全體の意嚮を察して固めて仕舞へば、他日之を動かさんとしても、實際に於ては容易に動かす事が出來ないと云ふことは、諸君の皆御承知の點である（拍手起る）然るに我同盟國たる英吉利政府すら、佛蘭西とは打合をするらしい併ながら我帝國政府に向つては一言の挨拶もなくして、他日平和會議の根本條件となるべき事を遠慮會釋なく天下に發表して、是は獨り總理大臣の意見ではない、英吉利人民全體の意嚮である、英吉利人民全體の意見のみではない、各所に散在して居る所の英吉利大帝國一致の意見であると云ふやうな事すら演說を致して居るのであります、斯の如くして固めて行けば、其根本條件は大體に於て他日講和會議の際に、動かさんと欲して動かす能はざることは明白である、然るに我同盟國は我に對して一言の挨拶もなく、又我帝國政府は斯の如き處置をされても、それで當然の事と考へて、一言の交涉すら致して居らぬと云ふ事は、過日來確め得た所の事實であります

（拍手起る）之を思ひ之を惟へば、國家の前途は實に寒心に堪へぬ狀態に陷つて居る、殊に西比利亞方面に於ける獨逸の勢力容易に底止すべからざる狀態になつて居る、從來獨露の間に非常の關係のあつたと云ふ事は、本員茲に辯ずる迄もない、殊に國內の大革命以來、獨逸の勢力は駸々として露西亞の中に侵入し、殊に西比利亞方面に向つては、測るべからざる獨逸の探偵があり、東部西比利亞に於てすら八萬以上の捕虜があつて、殆ど自由なる働を爲さんとしつゝあるに對して、帝國政府は何事を爲して居るのでありますか、其道に詳しき者の話を聞きますると、今の狀態であるならば、取崩されたる潛航艇若くは飛行機を、日本海岸の何れの所にか送り來つて竊かに之を組立てると云ふことは斷じて是は爲し得べからざるの業ではないと云ふ事を、現に露西亞人すら――其道の權威とも云ふべき露西亞人すら、明言を致して居るのであります、それに對して帝國政府は如何なる豫防の働を致して居るかと云ふ事を確めんと欲すれば、殆ど手を束ねて見て居ると云ふに過ぎない、殊に先刻申した數十年前の問題を、勝手に彼が提議するに當つて、我は手を懷にして之を見て居ると云ふが如き事は、非常な事である、本員と雖も佛蘭西人があの熱烈な精神に依て「アルサス、ローレン」を回復致したいと云ふ熱望に對しては、特別の事件としては同情を表する者であります、併ながら之に同情を表するのは、帝國人民の義俠心から表するのである、特別の恩惠として表するのである、決して主義として「アルサス、ローレン」を回復すべきものである、我南洋の占領地と同樣に扱ふべきものであると云ふ主義を以て、認むることは斷じて出來ないのであります（拍手起る）若し五十年近くの武力を持つて居つた地を皆回復すると云ふことになりまするならば、世界の全局面の地圖は皆改めなければならぬ、若し斯の如きことを主義として承認するに當りましても、獨墺としては――獨墺としては臺灣朝鮮すらも問題の中に提起する事が出來る譯であります、實に由々敷き大事件と謂はなければならぬ、之に對して特別の場合として義俠的に贊成するのであると云ふ事すら明言致して居らぬのであります（「獨逸に屈伏するか」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 靜肅に……

○尾崎行雄君 即ち無外交の……（「獨逸に屈伏の演說をする者なり」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 藏內君に御注意致します。

○尾崎行雄君 外交主張の無いのみならず、外交を致して居らぬ、又主張があつても、之を貫くべき手段を持たない、世界の新局面に對して公然發言權を使用しなければならぬ場合に立つて居りながら、何等の發議も致して居らぬ、又與國から何等の交涉を受けて居らずして、而もそれを當然の事として我外務大臣は說明を致して居ります、殊に東洋の局面に至つては、帝國は特別の責任のあるものでありまするが故に、宣戰の詔書にある所の東洋永遠の平和を維持すると云ふ點に於ては、特別の用意計畫がなければならずして、此目的を達する手段としては、東洋南洋に於ける所の敵國の勢力を根本から破壞するのは無論の事、殊に滿洲西比利亞此の方面に向つては、餘程の警戒を與へなければならぬ筈であるが、先刻申した通り獨逸の勢力が駸々として彼所に侵入して來るに對してすらも、何等の爲す所なく、施す所がないのであります（「簡單々々」と呼ふ者あり）故に私は我帝國の前途を圖るが爲には、時局の重大なるが爲に、是非共此微力なる、此無主張なる內閣の更迭を促し、而して今日の時局に對應するに足るべき全國の材能を皆集めたる所の內閣を造ると云ふふ事は、刻下の最大急務であると考へるのであります、（「尾崎君謝込むべし」と呼ふ者あり）若し更に細かに外交の働がない事實を擧げよと云ふならば、本員手にして居る所の事實も多少はあります（「簡單」と呼ふ者あり）獨り支那に對してのみならず、西伯利亞に對しても、滿洲に對しても、何れの方面に對しても働いて居らぬ、現に亞米利加から「ルート」特使が參つて、露西亞に於て働いた其前に於ても其後に於ても、帝國政府は何等の働を致して居りませぬ（拍手起る）若し「ルート」特使の使命が滿足に實行せられたならば、恐くは東淸鐵道、西比利亞鐵道の如きは、實際に於て米國政府の管理に歸して仕舞つたかも知れないのであります、一朝斯樣な事が出來上つた時に、帝國の位置は如何なる狀況に陷るのであります、是等に對しては、少くとも米國と共同して働くか、但しは日本單獨にして働くか、聯合與國である以上は、何等か適當の協定がなければならぬ筈でありまするのに、我は手を束ねて居るが爲に、與國が勝手な働を致して、帝國の前途如何なる運命に陷るかも測るべからざる境遇に在る（拍手起る）又今日に於いて、聯合與國は皆な死生存亡を賭して働いて居るのであつて、殊に軍艦の如き、商船の如き、僅かの噸數と雖も、向ふに取つては非常な必要なるものであるにも拘らず、情意の疏通を缺いて居るがために、其の必要なる船すらも東洋に派遣をして居る、何故派遣をして居る、即ち帝國政府が當然持つて居るべき信賴を、得て居らぬと云ふことの證據ではないか（拍手起る）帝國軍艦は遠く波濤を越えて地中海に働き、英吉利の海軍遠く來つて東洋に居ると云ふことは、軍事上の働として是程不經濟な事はない、然るに其の事すらも現在行れて居ると云ふことは、即ち聯合與國の間に、肝膽相照すと云ふが如き情意が行はれて居らぬ證據であります、（拍手起る）殊に支那に於いては、聯合與國とは餘程意思疏通を致して居るのである（「靑島の戰はどうだ」と呼ふ者あり）嘗て致して居つたのであります近來に於いて――近年に於て類例の無い諒解すらも、日英の間には出來て居つたのである、然るに其大切なる諒解――我外交史上の重大事件として、特筆大書しなければならぬ二つの諒解すらも、今日は既に消えて仕舞つたかの如き狀態になつた、其諒解は全く反古になつたとは言はないけれども、實際に於て行れて居らぬと云ふ事實は、外交の局に當つて居る者、帝國の爲に慨嘆痛惜しなければならぬ事柄である（「諒解とは何ぞ」「誰から聞いた」と呼ふ者あり）拙者承知致して居る。

○議長（大岡育造君） 私話は禁じます。

○尾崎行雄君 前大隈內閣の時に出來た事でありまするが故に、聞かずとも承知して居る（「祕書官的にか」「默れ」「祕書官的に諒解して居つた」「默れ」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 靜肅に……

○尾崎行雄君 若し（「辯明し給へ」と呼ふ者あり）明言するの自由を有するならば、尙ほ幾多の事實があります、併ながら是れは祕密會の席に露れた事柄でありまする故に、本員は諸君に述ぶるの自由を有つて居らぬ、併ながら大體に於て我帝國と聯合與國との關係は、從來在つた程度になつて居らぬ、餘程意思疏隔して居ると云ふことは疑ふべからざる事實著々之を證明することが出來ます（「のう〳〵」「何がのうだ」と呼ふ者あり）若し「のう」と言ふならば、其一の最も大切なる點を擧げて見ませう、何故帝國政府は（「そんな力では破れない」「そんな事は言はぬ方が宜からう」と呼ふ者あり）浦鹽方面の擾亂に對して、十分なる働が出來ぬのであります、（拍手起る）此方面に對しては、英吉利政府から如何なる照會を受けたか、亞米利加政府は如何なる位置に立つて居つたか、是丈け言へば、苟も內閣に居る者が胸に應へる所がなければならぬ（拍手起る）實に我外交上大失態と言はなければならぬ事柄が、續々行はれて居るではないか（拍手起る）斯の如くして、累積すれば既に失墜せむとして居る國威が益益失墜して、他日何人が其局に當ると雖も、遂に挽回すべからざる局面に陷るは、敢て疑を容れないのでありまする、是に於て局面が重大なるが故に此更迭を促す事の倍々急切なることを感ずると云ふ一言に止めて、爰に壇を降ります。

（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 神谷卓男君。

（神谷卓男君登壇）

（拍手起る）

○神谷卓男君 本員は此不信任案に對して反對の意を表する者であります、必ずしも現內閣を信任し、之を擁護すると云ふ目的ではないので有ますが此不信任案提出の理由を玩味し、又先程來此趣旨を述べましたるに對して詳細に承りましたが、其內容の極めて空疎にして、其調子の甚だ輕佻浮薄なるを認めまするが故に、遺憾ながら贊成する事が出來ないのであります（「憲政の前途はどうするのだ」「默れ」と呼ふ者あり）唯今尾崎君の演說は、要するに先日來豫算會議に於て、又最初の質疑に於て述べられたる所の大要を述べられたと思ひますが（「何を言つてる」と呼ふ者あり）此大要に對して、私は少しく自分の意見を述べたいと思ひまする、第一の御主張は、歐羅巴の戰爭に對する外交に於て、我日本は列國と共に協調を保つて行く丈の能力が無い、故に信任することが出來ないと云ふ議論に歸するやうであります、而して其證據としては、第一に日本は何も言はない中に、列國は何れも皆な戰爭の目的を述べて居るではないか、戰爭の目的を列國が悉く聲明しつつあるのに、日本は何等之に對して聲明して居る所が無いではないか、是は甚だ無能を示すものではないかと云ふやうな御議論に承はるのでありま

す、併ながら我國の國情として、今日更に戰爭の目的を聲明する必要はないと私は認めて居るのであります、或は獨逸の軍國主義を破壞すると言ひ、或は人道の爲に戰ふと言ひ、或は平和の基礎を樹立すると言ひ、列國各々旗色を美しく染めて居りますが、要するに戰爭は民族と民族、國民と國民との利害の衝突より起つて居るのであります、此利害衝突より起つた戰爭に於て、各自利權を擁護し、又此利權を伸張せんが爲に全力を盡して戰つて居ると云ふことは、赤裸々の事實であります、或人が佛蘭西「クレマンソー」に向つて戰爭の目的を問ふた時、「クレマンソー」は何の用意する所もなく、何の躊躇する所もなく、戰爭の目的は勝つに在りと云ふことを答へたと承つて居ります、英國「ロイドジョージ」が語つて斯の如く簡單なる能はず、米國の「ウイルソン」が語つて斯の如く明瞭なる能はざる所以は、私は別に事情のある事と推察するのであります、民權の發達、自由の發達を以て誇つて居る彼の國柄に於て卒然として、徵兵令を布き、國民に向つて兵役を强ひ、戰鬪を强制して居る、而して其戰爭の經過は必ずしも有利でない、國民漸く戰爭に倦まんとする時に當つて爲政者たる者は其士氣を維持し、更に多くの犧牲を强制せんが爲に種々なる手段を用ひなければならぬと云ふ事は、申すまでもない事であります(「憫れなる犧牲者よ」と呼ぶ者あり)此場合に於て彼等が千萬言を費して戰爭の目的を語り或は講和の條件を語ると云ふ事は、半ば以上其國民を統率するに必要なる政略に出づるものと本員は考へて居るのであります、我國に於て――我國の國情は斯の如き激勵を要し、斯の如き皷舞を要するか、先程戰爭は第一期より第二期に入るとか言はれたのでありますが、如何に戰局が發展すると雖も、戰爭の目的が變る氣遣はないと私は信じて居る、即ち我國民の戰爭の目的は、開戰の詔勅に明かに輝いて居るのであります、之に對して國民は迷ふ所なく何等疑ふ所なくして戰つて居るのでありまするが故に、今日に於て我國民に向つて更に戰爭の目的を說く必要は斷じてないと思ふのであります、又講和條件に就て各國共に意見を發表して居るにも拘らず、日本は何等之に對して意見を發表しないのは、無能ではないかと云ふ御議論も承りました、併ながら此講和條件に對しては、御承知の通り露西亞が一般平和の豫備條件と致しまして、第一には非併合主義、第二には無賠償主義、第三には民族自決主義を唱へて居ります、此主義に對して英國、佛蘭西、米國、皆な意見を唱へて居るのであります、其意見を見まするど、到底一致する所を見出せないのであります、此三主義は理想に於ては極めて高尙であり、主義としては拒む所はないのでありますが、各國共に事情の異なるものがありまするが故に、之に對しては意見を述べて居るが、到底一致する所はないと吾々は認めて居るのであります、例へば民族の自決主義と云ふ事は、我國に取つても餘程重大なる問題である、朝鮮に於て二千萬の韓人族を有し、臺灣に於て三百萬の閩人粤人を有する我國に取つても、餘程重大なる問題であります、此講和條件に對して、今日に於て遽々然として意見を發表する必要は私は無いと思ふのであります、是等に對して意見を發表する時機は、必ずや將來に於て來ることと思つて居りまするし、又之に對しては、內閣に於て相當御研究あることと信じて居るのであります、又對露問題に就て、露西亞が斯の如く革命の爲に紛亂を極めて居る、之に對して何等爲す所なく、袖手傍觀して居ると云ふことは、如何にも無能ではないかと云ふ御說でありましたが、併し此露西亞の紛亂に付ては、我國に於ては色々の誤解があるかと私は思ふのであります、一般には獨逸の手先の爲に露西亞に革命が起つた如くに說かれて居るのでありますが、又露西亞の國情より考へますれば、「ピーター」大帝以來、殊に「キヤザリン」女帝以來露西亞に蔓つて居つた彼の獨逸の勢力を――殆ど獨逸の政治界、及び商工業界の柱となつて居つた獨逸の勢力を除いた爲に、自から倒れたと云ふ事情もあるのであります、尙ほ其後の狀況を見ましても、革命派は必ずしも露西亞の國を獨逸に賣らうとはして居らぬのでありますが故に、此獨逸の勢力が直ちに露西亞に向つて充ち滿ちて、此露西亞を通つて東洋に出て來て、東洋に於て大なる惡戲をするであらうと云ふやうなことは、私は左まで恐るるに足らぬ事であると思ふ、縱んば軍隊を持つて出て來た所が、強弩の末勢我國に於ては何等恐るる所はないと思ふのであります、東洋の平和に對しましては、首相の演說、外相の演說、總て苟も東洋の平和を害せんとするものがあるならば、機宜の處置を執つて、之を排斥すると云ふことを聲明して居らるるのでありますが故に、之に對して、暫く私は信賴して然るべき事と思ふのであります(「犬養君と代り給へ」と呼ぶ者あり)歐羅巴の外交に對する非難攻擊は、要するに內閣の信任を問はなければならぬ程の大問題は、今日に於て現出して居ないと私は思ふのであります、次に私は支那の問題に就て所見を申上げます、支那に對しては北を援け南を壓したる結果、支那の現狀をして紛亂收拾すべからざるに至らしめた、是は實に許すべからざるの大失態であると言はれるのであります、私は支那に於て、南方論北方論のあることさへも、(「知らぬのだらう」と呼ぶ者あり)時節柄甚だ苦々しき事と思うて居るのでありますが、其南北論が支那より日本へ傳染し來つて、堂々たる日本の帝國議會に於て、南方北方の爭論をせらるるに至つては、實に奇々怪々の念に堪へぬのであります(「ひや〳〵」拍手起る「拍手するの資格無し」と呼ぶ者あり)南方の狀況に就て如何なるものであるかと云ふことは、失禮ながら能く御存じないかと思ひます、南北の論爭は、實は日本に於ては、はつきりして居りまするが、支那に於ては殆どはつきりして居ないのであります、南方に於ては、或は馬賊出身の陸榮廷も居る、清朝の遺臣岑春煊も居る、米國仕立の唐紹儀も居る、而して日本あたりと始終往來する張繼一派、孫逸仙の一派も居るのであります、是等の人々が何れの點に於て主義主張の一致する所があるでありませうか、唯だ南の方に居ると云ふこと許りでありますと同じく、北方に於ても悉く頑冥不靈の徒許りではない、隨分新智識に觸れ、所謂「ハイカラ」と稱せらるるやうな人が政局に當つて居るのであります(「ハイカラがどうしたのだ」と呼ぶ者あり)此支那に於ては極めて亂雜になつて居る、此南北論が日本に來つて、きつぱりと南北論に分れて、南人氣取の人もあれば北人氣取の人もある、此帝國議會に於て爭ふなどと云ふことは實に餘りに面白過ぎるのであります、支那は清朝の顚覆以來、殊に袁世凱の落命以來、全く中心を失ひ殆ど今日に於ては陰謀家の樂天地と云ふやうな狀況であります身を亡ぼし家を滅ぼす憂なくして如何なる陰謀でも敢てすることが出來る世の中になつて居るのであります、陰謀と云ふことに就て殊に趣味を懷いて居る支那人が、此時代に於て我と思はん者は皆な飛出して、陰謀を逞しうして居ると云ふことが今日の狀況であります、此狀況は要するに支那に於て中心を失つて居るからでありまするが故に、日本が北を援け、或は南を抑へると云ふことは、其原因でないと云ふことは私は茲に斷言して憚らない所であります(「ひや〳〵」と呼ぶ者あり)斯の如き支那に向つて、或に南北を妥協させやう、或は南方を援けやうと云ふやうな色々の議論もあるのでありますが、私としては支那に對する方針の是非と云ふことよりも、今日に於ては、支那に對する態度の徹底を希望せなければならぬと私は思ふのであります、段祺瑞を援けるとか、或は宗社黨を援けたとか云ふやうなことではない、其方針の是非よりも、一度思ひ立つた事は勇往邁進、徹底的に之を貫いて仕舞ふと云ふやうな考が無かつたならば、支那の問題は決して解決することの出來ないものと、私は解釋して居るのであります、先程尾崎さんの言はれた所の、支那の援けた人間にまで怨まれて居るではないかと云ふことは、要するに常に態度が徹底しない、中途に於て挫折し、中途に於て色々に變更せるが爲に、敵とした者よりは無論、援けた者よりも怨まれると云ふやうなことになつて居るのでありまして、どうしても態度の徹底を要するのであります、此態度の徹底を要すると云ふことは、無論政府に十分の覺悟があり、十分の決心あり、勇往邁進する丈の氣力が無ければならぬのでありまするが、併ながら又一方から顧みまするど、此態度をして變更するの已むなきに至らしめるものがあるのであります(「もう澤山だよ」と呼ぶ者あり)從來支那の問題の重大なる事は屢々說かれて居ります、無論支那問題は、我國に取つては存亡相關する大問題でありますが、併ながら此大問題を處するに方つては、どうしても先づ國論の一致を圖らなければならぬと私は思ふのであります、然るに此國論は常に何者にか攪亂せられて居る、而して國論を攪亂する者の中には、自家の私心を滿足せんとする支那の陰謀家に依つて陰謀家が日本の勢力を利用せんとする者か、此攪亂家の中にもあると云ふことは、略々想像することが出來るのであります、斯の如く支那人に日本の國論を攪亂せられて、知らず識らず帝國の議會內に、南論あり、北論ありと云ふやうな調子では、如何なる人が局に當つても、支那に對して成功ある外交をすることは出來ないのであります(拍手起る)私は支那に

對しては、最早總論を止めて各論に進まなければならぬ時代になつて居ると思ふ、斯の如く何時迄も總論にうろついて居ると云ふことは、甚だ我國に取つては採らない所であります、曩に日米協約に依て、日本は支那に對し優越權を得たと云ふことでありまするが、此優越權を活用して、支那を援けて東洋の平和の基礎を恢復すると云ふやうなことは、今日既に時機ではあるまいかと思つて居るのであります、諺に人を縛るのには繩を以てする、國を縛るのには鐵道を以てすると云ふことを言ひまするが、支那の鐵道の地圖を見まするると云ふと、頗る憂慮すべき現狀になつて居ります、此中でも例へば海關鐵道の如き即ち江蘇省の沿岸より起つて支那を横斷し、甘肅に入り、新疆に至り、伊犂に出で、露西亞の中央亞細亞に連結する海關鐵道の如き、若くは歸成鐵道、蒙古の歸化城より四川の成都に行く滇越鐵道に依つて、雲南を通過し、安南に達する此支那を縱斷する鐵道の如き是は申すまでもなく白耳義の名に依て、露西亞及佛蘭西が取つて居るのでありまするが、露西亞、白耳義、彼等の國の狀態が斯の如き今日の狀態になつて居る時機に於いて、各論に進んで、是れ等のものを支那を援けて恢復することは、支那を十字に絡げた鐵道を恢復してやることは、我國が當に爲さなければならぬことであると私は思ふて居るのであります、啻に鐵道のみならず（「簡單」と呼ふ者あり）色々な問題が（「謹聽々々」と呼ふ者あり）眼前に現れて居るに拘らず、何時迄も總論——南北論などを鬪はして居ると云ふことは、甚だ不思議な現象であると思ふのであります（拍手起る）外交の問題に就て、內閣の信任を問はんとする場合には餘程的確なる事實に論據を置いて、餘程重大なる問題を捉へてやらなければ、事に依ると單に日本の威信を外國に失はしめ、自ら侮つて人之を侮ると云ふやうな結果に終らしむるの虞があるのであります（拍手起る）然るに斯の如く空疎なる、殆ど事實に根據せざる外交論を以て內閣の信任を問はんとするに至つては輕佻浮薄と謂はざるを得ないのであります（拍手起る）其他國防計畫若くは財政計畫に付きましては、既に小久保さんよりの辯駁もあります、又既に豫算案の通過して居る今日、之に論及するは蛇足に過ぎないと思ひます、故に之をやめます、最後に一言申したい事は、先程尾崎さんの御話にも、斯の如き無責任なる內閣を現存せしむるのは國家の風教に害があると云ふ仰せでありましたが、苟も尾崎行雄と言はれ或は島田三郎と言はれ、日本の名士として仰がるゝ人が、自家の非を總て忘れたるが如く悉く棚に上げて、徒らに人の非ばかりを責めると云ふ事は、果して國家の風教に害が無いでありませうか私は之に付ては御三省を——三たび省みられん事を願ふのであります、最後に私は一言を要したい事は我日本國民は憲政會の內閣、言ひ換れば大隈內閣の外交が如何なるものであつたか、大隈內閣の內政が如何なるものであつたかと云ふことは、今尙ほ歷々として記憶して居るのであります、斯の如く健忘性の國民でないと云ふことを一言して壇を降ります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　關和知君。

〔關和知君登壇〕

〔拍手起る〕

○關和知君　諸君、本員は唯今議場の問題となつて居りまする、其現寺內內閣の不信任案に對して贊成の意見を表する者であります、今日世界戰亂の形勢は刻々に宇內の有ゆる國民、有ゆる國家に向つて、一の教訓一の要求を致して居るのであります、殊に戰爭の當事者たる聯合與國及び中歐同盟國に對して此時局の要求する所のものは何であるかと言へば、第一に戰線に於ける所の精銳なる所の軍隊と、第二には內部に於ける有爲鞏固の政府を有すると云ふ事であります、戰線に於ける軍隊の事に付きましては我帝國は聊か事情を異にするに依て、暫く之を問題の外に置きます、併ながら內に鞏固の內閣を有する有爲の內閣を要すると云ふことは、恐らくは聯合與國及び敵國の間に於て、我帝國の今日程必要に迫つて居ることはないのであります（拍手起る）我が寺內內閣は果して此時局に處するの有爲鞏固の內閣であるや否や、鞏固なる內閣、有爲なる內閣と云ふことは何を意味して居るか、其內閣か內外の國政に付て一定の經綸を有すると云ふこと、其經綸を實行する所の能力を有することゝ云ふのが第一の資格である、今一つは其の內閣は國民に向つて輿望を有して居ると云ふことを輿論の信用を有して居ると云ふことが第二の資格であります、此二つの點から現內閣を批判する時には、國政に對する經綸に於て、既に明かに無能なることを表白して居る（拍手起る）國民の間に於ける信用に於て、亦全く絕無なることを明かにして居るのである、（拍手起る）經綸無きこと既に斯の如く、天下の信望を失うて居ること既に斯の如くなれば、此の內閣なるものは、時局に對して有爲の內閣に非ず、鞏固なる內閣に非ず、無經綸無方針、無能力の內閣として、到底此重大なる時局を擔當するの資格無しと云ふことは、恐らくは天下今日一人の異論無き所と私は確信して居ります（拍手起る）其無經綸にして信用無きことの事實は、吾々が爰に不信任案を提出したる唯一の理由であります、其事實に付きましては、曩に增稅案討議の本議場に於て、又先日の豫算案討議の議場に於て、總て明かに認めらるゝのである、私は茲に再び其事實を繰返して諸君の欠伸を招くと云ふことを避けまする併ながら唯々一事の何としても此所に述べて、而して內閣の不信を鳴さなければならぬ事柄は、此內閣が始めて正式に組立てたる所の、一國の歲計豫算として提出した其大正七年度の豫算財政の計畫であります、其財政の計畫は凡そ何れの內閣と雖も、議會に向つては內閣の根本の主張の存する所、經綸の存する所、責任の存する所であります、言ひ換ふれば其財政計畫なるものは全く其內閣の生命と謂はねばならぬ（拍手起る）其生命と謂ふべき歲計豫算を議會に提出するに當つて、殊に新なる所の增稅若くは廢減稅、口を社會政策に藉る所の新しき此現內閣の政策を含んだ十餘の總ての稅制案は、悉く議會の排斥を受けたのである、悉く反對を受けたのである、唯々僅に二三の增稅案が辛うじて議會の協贊を得たとは言ふけれども、而も其二三の案其ものすら、大なる修正、大なる斧鉞を受けて居るである、而して其豫算を議會に提出するに當つては、畏くも　陛下の勅裁を得た所の案である、己れの內閣の生命、財政の要諦なりとして大藏大臣が茲に聲明した程の案である、其案が斯の如き運命になり、斯の如き議院に取扱はれたる場合に於て、當局者たる者は如何なる態度を吾々に向うて示したか、委細畏まる、總てに同意を表する、何等の固執する所なく、主張する所なく、潔く院議に同意した、若し斯の如く議會の修正を受け、議會の反對を受けて、其前に潔く同意を表すると云ふ程、それ程男らしき內閣、それ程決斷の立派なる內閣諸公であるならば、何ぞ一步を進めて潔く其職を辭し、潔く臺閣を退いて而して之を議院の前に提供しないか（拍手起る）現內閣の態度は上　陛下に對し奉つて宰臣たる所の責任を輕んずるものである、下國民に向つては全く其負託を空しうする所のものである、政治上の責任と致して、若し所信を以て提出したる所の案、政府の生命とする所の案ならば、之を主張し、之を固執して、場合に依て若し院議の排斥する所となれば、自ら所信に殉ずるの覺悟を以て、辭職するか、否らざれば之を議會以外の國民に問ふ、輿論の判斷に問ふて其是非を決すると云ふことが、少くとも責任を解する立憲大臣の態度でなければならぬのである（拍手起る）然るにより良き考があれば之に從ひませう、已れは自ら最善の計畫なりと主張して置きながら、より良き考があるならばそれに同意を表する、最善の計畫として提出して居りながらより良き計畫が已れ以外の議員に依て案出せられ之に服從せざるを得ざる程のより良き案が他にあつたとするならば、少くとも當局者は、此時代民心の嚮ふ所、國論の歸する所、總て全く盲目であつた、何等の信ずる所もなく、見る所も無くして、豫算を取扱ふ事恰も手習草紙を扱ふが如く心得て、豫算を組立つたものと謂はなければならぬ（拍手起る）是は政治上の責任に於て重大なる問題たる許りでなく、更に閣臣の道德上の問題でありまする、此計畫以外に於て、政府の施設若くは經綸の跡に付て批評を試むるならば、一二に止まらぬのでありまする、第一に世間の所謂還元問題に付て此內閣は如何なる態度を執つたか、減債基金を元に還すと云ふ所の此主張は現內閣の諸公、殊に內閣に於て有力なる所の遞信大臣若くは農商務大臣が、前年貴族院に於て時の大隈內閣と爭ふた所の重大なる彼等に取つて責任ある問題である、歷史ある所の問題である、而して大藏大臣は還元を以て主義とすると云ふ事を前議會には屢々繰返して言つた、時の內閣と殆ど死命を爭ふが如き所の態度を以て——覺悟を以て迫つた所の其大問題、自ら稱して主義と掲げて居る所の其問題に對して、一年を隔つる——一年半の今日に於ては、明かに此還元問題の不當なる事財政上に於て徹底すべからざる所の問題であると云ふことには、諸公自ら深く覺つて、吾々の減債基金の三千萬圓と云ふ議論に服したではないか、議論に於て、主張に於て、彼等は確に屈服して居るに拘らず尙は其行懸りに捉はれて、大正八年より三千萬圓に

するが、大正七年には矢張五千萬圓と云つて、一方に借入金を豫算しながら、唯だ纔に己れの行懸り、己れの情實、世間體を繕ふ、人の耳目を掩ぐが爲に、茲に豫算の上に斯の如き姑息の計畫を立てたと云ふことは、何等の不誠意であるか、何等の無責任であるか（拍手起る）更に縮緬の取締令なるものを見るに、時局に處する一つの對策として、案其ものゝ成立若くは性質に付て、吾々は異議はない、併し此問題に付て特に現內閣の責任を問ふべきことは、此重大なる所の勅令に向つて、此勅令を發布する以前に當つて、最も祕密を要すべき所の投機社會、若くは當業者に、一般經濟界に重大關係を持つて居る此問題が、勅令發布以前に――二十日も以前に天下に是が漏洩したと云ふことは、如何なる次第であるか（拍手起る）其案が殆ど內容其儘一週日前に、是が天下に普く知れ渡つたと云ふことは何事であるか此點に付て先日同僚の正木君より、當局の大臣及び總理大臣に向つて其責任を問ひ、其官紀の問題に付て質問する所ありしに、當局大臣は姑く措いて、總理大臣たる寺內伯は、此所で何と吾々の前に答へたのであるか、何と答辯を致したのであるか、泥棒に出遇つたと同じ事で、仕方がない、其機密の漏洩に付ては御互の家に泥棒に入られたと同樣であつて、未だ泥棒が見付からない間は仕方がない、是が堂々たる責任ある所の大臣の答であるか、是が總理大臣たる其人――上下の重任を負ふて天下に立つて居る所の總理大臣の答辯であるか（「首相顏色なし」と呼ふ者あり）市井の間に於ける一家の間に盜賊が這入つて、其盜賊を捕ふることが出來なかつたと云ふ事、其一事ですら猶ほ警察の問題である、行政警察の問題である、司法警察の問題である、已れが監督をして祕密の裡に發令を要すべき所の問題を、已れの監督部下より泥棒を出して、而して泥棒が分らないから仕方がないと云ふことは、斷じて責任ある總理大臣の答辯として、現代の立憲的國民、責任の自覺ある國民は之を聽くことは出來ないのであります（拍手起る）暴利の取締令なるものが發布せられた、此取締令なるものゝ其目的も決して惡い事はない、併ながら其取締の方法、物價の調節を目的とする――所謂物價の調節とは關係がないなどと空嘯いて居る所の大臣の言を聽いたのであるが兎にも角にも此暴利取締令なるものは、經濟社會の安定を圖つて國民の生活に向つて安全を保障するが爲の一つの手續、一つの手段として講ぜられたに相違ない、然るに其物價の騰貴を防ぐと云ふ原因が、經濟上何人が觀ても通貨の膨脹、或は交通運輸の不足、或は輸出の增加、輸入の減退と云ふが如き所の明かなる原因の存するに拘らず、其根本の原因に向つて一指を染むる事なくして、所謂紙上に空文を並べて、或は市井の商人を恐喝若くは威迫して、夫を以て其姑息なる手段を以て暴利の取締をする、物價の騰貴の調節をする、國民經濟の安定を保障すると云ふが如きは、政治上に於て全く低級なる所の思想、幼稚なる所の思想と言はなければならぬのである（拍手起る）更に若し此內閣が此時局に處し假初にも經綸の一端にても存するならば、內閣は縱し議會の反對を受け、排斥は受けたと致しましても、國民に向つて國防充實の目的の爲に、新に幾多の增稅を計畫して來て居る、國民の膏血を絞つて國務に應ぜしめんとする所の重大なる計畫を描いて來たので、國民に向つて大なる犧牲を要求して來て居るので、苟も此時局の重大なる場合に國民に向て犧牲の大なるものを要求する時には尠くとも爲政家としては、經世家としては、其の國民の犧牲に向つて報酬――と云ふ事は或は言葉の穩當を缺くかも知れぬ、併ながら兎にも角にも其犧牲に對しては、國民に向つて國家に對する所の責任、政治に對する所の權利を附與し、之に參與せしむると云ふ事は、當然政治の爲すべき事であつて、今日の時局に處しても、最近歐羅巴亞米利加の先進國の當局者は、國民の犧牲を要求する場合に、國民に政治上の權利を認むる、新に認むる――新に取扱を厚くする事は現に行はれて居るのである一面に斯の如き增稅案を以て國民に臨みながら、國民の政治上の權利、參政の權利、選擧權の擴張の如き問題に付ては、何等の考をも致さぬ、何等の考慮を致さなかつたと云ふ事は亦以て此政府が國民に臨むに、唯だ强ふるに增稅を以てする、併し政治上の權利には與からしめないと云ふ官僚的の舊式思想に囚はれて居ると云ふ事實を證據立てるものであります（拍手起る「大隈內閣はやつたか」と呼ふ者あり）更に現內閣は何を血迷ふたか、動々ともすれば人權の蹂躪を事として居る、甚しきに至つては選擧權の問題を論議し、若くは斯の如き集會が行はるゝや、忽ち之に干涉をする、忽ち其關係者を檢束する、先日憲法發布の三十年の記念を祝すると云ふが爲に、市民の集會に向つて警察官自ら此間に干涉を致し、騷動を挑發したと云ふ如き、國民の權利、國民の自由――集會言論の上に少しも尊重の觀念なき所の舊式政治家舊式政府の面影を茲に現はして居るものと私は思ふ、（拍手起る）寺內內閣は成立の其初めから誠心誠意を標榜した內閣である、善政主義を以て看板とした所の內閣である、誠心誠意を標榜した內閣が、何故斯の如き不誠意不誠實なる所の實を示したのであるか、善政を掲げて何を國民に善政を與へたか、七千萬の國民は寺內內閣を戴きて茲に一年有半、何等善政の餘澤を享くる事なく、何等善政からして幸福を享けて居らない、單り善政の餘澤を享けざるのみならず、以上述ぶるが如き悉く是れは惡政の殃を被つて居るのであります（拍手起る）此の內閣は其の成立の事情から言つて、彼等は超然主義と稱する――超然內閣主義と云ふことは彼等も許して居る、天下も認めて居る超然內閣も宜しい、超然主義も時としては可なり、併ながら斯の如き寺內內閣、此超然內閣の政治の實績から觀るならば、政治上の責任を奈何せん、社會道德の制裁を奈何せん、責任の上に超然として居る、道德の上に超然として居る、良心の上に超然として居る（拍手する者あり）此內閣の如きは世界廣しと雖も、人類歷史久しと雖も、未だ曾て見ざる所の超然內閣である（拍手起る「馬鹿にするな大隈內閣はどうだ」「默れ」と呼ふ者あり）或は吾々の內閣不信任の提議に對して世人動々ともすれば斯の如き言議を以つて遮る者がある、今は時局重大なる場合である、時局重大の場合に內閣の更迭を促すことは、政爭を刺戟するものであるが故に、姑く陰忍すべし、曩に武富君の說も此點に及ばれたやうであります、併ながら時局の場合に於いての內閣の不信任攻擊、不信任攻擊案と云ふことは、必しも政爭を刺戟するものでない、必しも是は所謂政爭として排すべき性質のものではない、若し時局重大なるが故に政爭を排すべしと言ふならば、其政爭の原因を取除けると云ふ事が時局に取つて最も重大の事である（「ひや〳〵」拍手する者あり）政爭の原因は何であるか、時代錯誤とも稱すべき所の閥族官僚の舊內閣が此今日の時代に存在して居る、此時局重大なる場合に於て、經綸なく信望なくして民に臨むと云ふ事が抑々是が政爭の原因を成すに非ずして何ぞや（拍手起る）若し時局重大なるが故に政爭を斥けると云ふならば、政爭の因を成す所の其主體たる所の現內閣の更迭を一日も速にする事が政爭の果から免るゝ所の第一の手段であります（拍手起る）內閣を更迭すると云ふ事は、此時局に取つて決して恐るべき事でもなければ、忌むべき事でも何でもない、此時局に於て戰線に立つ所の一人の精兵と雖も、是が傷き若くは是か病む場合に於ては、一個半個の兵卒と雖も之を更迭せしむると云ふことが戰場の方法である、若し一國の政府――此大局を擔うて立つべき所の政府が、全く無能力である、所謂傷いたる所の――傷いたると云ふよりも寧ろ治す可からざる難症を遺傳的に持つて居る所の此病的內閣に對して之を戰線より退ける之を國務の當面から排斥するのが、時局に對して最も必要なる手段ではないか、內閣は幾度更迭しても、時局の爲に齎らす所の結果が良ければ宜いのである、時局以來大隈內閣が更迭して寺內內閣が出來た、是は內閣の一つの更迭である、若し此寺內內閣が時局に不適當なり、不相應なりとするならば、忽ち國民の力を以て之を更迭すると云ふことは容易な事である、內閣は幾度更迭しても差支はない、現に英吉利に於ても更迭して居る、「アスキス」內閣は何として「ロイドジョーヂ」の內閣に更つた、佛蘭西の「バインレーフ」內閣は何として「クレマンソー」內閣に此近く十一月に於て更つたのである、是等の更つた原因に付て世間の評する者は言つて居る、殊に「クレマンソー」內閣の最近に出來たことに付て批評する者は、此內閣の更迭は唯だ單純なる內閣の更迭ではない、時局に對して現代佛蘭西に於ける政治家中最も有爲にして卓越せる政治家を國民から之を呼出したのであると云ふことを批評家は吾々に告げて居る、若し今日の時代に於て寺內內閣が退いて、其後に更つて、眞に國民の輿望を荷ふ所の有爲の政治家、最も卓越したる政治家が現はれて內閣を組織し、輿論に副ふたる所の政治を內外に向つて行ふたならば、此寺內內閣を彈劾し、之を排斥する所の効果は、實に偉大なるものでありと私は確信して居る（拍手起る）屢々大隈內閣の事に付て批評する言葉も聞いた、併し是は政友會の諸君に對しても、國民黨の諸君に對しても、私は誠意を以て語りたい、今日の問題は大隈內閣の問題であるか今日の時局は大隈內閣の時局であるか、若し大

隈内閣に失政がありたりとするならば、其失政に對する諸君の攻擊、諸君の之に對したる所の態度、是は既に過去に屬して居る、今日大隈内閣が如何であるかと云ふことを取立てゝ論ずることが、時局に對して何の利益があるか、大隈内閣の古事を取出して言ふことが、此寺内内閣を更迭せしめ、更に善政を行ふと云ふことの上に何等の必要があるか、此内閣の性質及此寺内内閣施政の實際に付ては、諸君も吾吾も全く其所感を同じうして居るのではないか（拍手起る）獨り立憲政治の上に於て理想を同うし、目的を同うして居るのみならず、今現在此案上に横つた所の總ての現内閣の政策に對しても、吾々の非なりとする所に諸君は同じく非なりとして立つて居るのである、政友會の諸君も、國民黨の諸君も、殆ど大體に於ては全く其揆を一にして居るのである、其理想に於て既に一である、其實際の政策に付て見るも既に一つである、此場合、寺内内閣を彈劾する時何の必要あつて憲政會を論じ、何の必要あつて大隈内閣を論ずるのである、由來政黨の間に於て、其目的を外にし、其政策を外にして黨派の感情を以て相排擠すると云ふことが、是が閥族政府に取つて――官僚政治家に取つて最も是は得意の壇場である、此時局に對して斯の如く論ぜられると云ふことは、歷史あり主張ある所の帝國の大政黨、政友會の爲さざる所であつて、又國民黨の爲さざる所であると私は思ふ（「生意氣な事を言ふな」「謹愼して居れ」「默れ」と呼ぶ者あり）

○議長（大岡育造君） 靜粛に……

○關和知君 凡そ今日の寺内内閣を彈劾すると云ふことは獨り吾々が叫ぶのみならず、諸君も共に叫んで居る同じ譯ではないか、前日政友會を代表したる所の元田君が、其政府の豫算に對して議論せられた所の其言葉は如何である、此不徹底なる、不明瞭なる所の政府の計畫、殊に軍事外交に付ては國民に不安を與へて居る、當局大臣は慚愧罪を天下に謝すべしと云ふが如き言葉迄述べられて居るのである、而して唯だ獨り財政計畫及國防に付て諸君が不信を鳴らし、之を彈劾したるのみならず、貴族院に於ては此議會の最初の日、忘れもやらぬ一月二十二日の午前、諸君を代表するか否かは知らないけれども、貴族院に於ける政友會の元老、尊敬すべき所の杉田定一君は政府の外交――本野外務大臣の外交に對し、殊に支那に對する外交、北を援けて南を壓迫し、復辟に日本が力を添へ、一人の力を過信して、其結果却て失敗に終つたと云ふが如きことは、杉田定一君が貴族院の演壇に於て本野外務大臣に質問した所の彈劾的言葉であります、而して更に本野君の答辯に對して、杉田君は、我輩は到底滿足が出來ない、其北を援けて南を壓したりと云ふ所の事實は、自分は列擧しろと云ふならば列擧すべき材料を持つて居る事實を持つて居ると云ふこと迄語られて居るのである、國防に於て然り、財政に於て然り、外交に於て既に然りと云ふ以上は、此場合政友會の諸君及國民黨の諸君から此寺内内閣の彈劾に向つて反對を爲さるゝと云ふことは如何にも是は不合理千萬な事と謂はねばならぬ、私は先日來の議場の形勢、政府の施政に對する所の諸君の態度から考へて、今日の彈劾案に對しては、殆ど滿場大多數の同意を得べきことと確信して居つた、併し若し大多數の贊成は無しとしても少なくとも此の議案に對する所の政友會の代表者の演說、國民黨の代表者の演說には大に耳を傾けて聞くべき所のものありと豫期して居つたのであります、私は小久保君に對しては親交ある者であります、平生敬意を拂ふて居る者である、併し小久保君の今日の演說に對しては、誠に政友會の態度、小久保君の平生の政治上の理想と思ひ較べて、其苦衷に同情に堪へないのであります（「のう〱」と呼ぶ者あり）國民黨の神谷君の演說に對しては、玆に初めての見參と致して謹んで敬意を表して御別れを致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 富島暢夫君。

〔富島暢夫君登壇〕

○富島暢夫君 私は本案に就きまして、反對の意見を有する者でございます（「名前を言へ」と呼ぶ者あり）名前が分らぬやうな議員が居るのですか（「居るのである」と呼ぶ者あり）本案が常に憲政上の穩健なる秩序的進步を圖らるゝ所の、政友會の諸君の中から出たならば、此問題は大に考慮を要すべき問題であると考へるのであります、併ながら此案が常に憲政擁護を口にしながら、有ゆる非立憲、有ゆる秕政を累ねたる憲政會の諸君から出た案である以上は、深く論ずるまでもない、研究する必要はない直ちに反對して即決すべきものである、憲政會は果して本案提出の資格が有るか無いか、私は根本義を究めたいと思ふのであります（拍手起る）唯今關と云ふ人であつたか知りませぬが（笑聲起る）どうやら言つた、此處に書いてあります、前内閣の事は過去の事だから咎めないと言つた、吾々は過去を以て將來を憂ふるのである、過去を鑑みて將來を計るのである、少くも憲政會の諸君には、最早國政を託することは出來ぬと云ふことを憂ふるものである（拍手起る）夫故に此處では過去の非を擧げぬければならぬ、私は憲政會の諸君は斷じて――斷じて此提案を爲すの資格は無いものと斷定するを憚らぬのであります、諸君、憲政會は始終何と言つて居るか、二た言目には現内閣を指して閥族内閣（「其通り」と呼ぶ者あり）官僚内閣（「其通り」と呼ぶ者あり）非立憲内閣（「其通り」と呼ぶ者あり）信ずるに足らずと言つて居る、現に本決議案の冒頭に於きまして現内閣の存立は、憲政の常道に悖ると書いて御出しになつて居る、併ながら名は如何に立派でも（「何だ〱」と呼ぶ者あり）名は如何に立派に憲政の常道に適ふて居つても、實其物が之に伴はぬければ何の役に立つか、憲政會（「雇人下れ」と呼ぶ者あり）内閣成立の經路を是から申すのである、是はどうしても言はぬければならぬ、將來の爲である（「ひや〱」と呼ぶ者あり）果して憲政會の諸君は、此決議案にあるところの（「兩方の手を擧げて」と呼ぶ者あり）憲政の常道に依て進退をしたか（「謹聽謹聽」と呼ぶ者あり）大隈侯は――大隈侯は、閥族官僚の親方の肝煎で内閣を組織したのではないか（笑聲起り「さうだ〱」と呼ぶ者あり）憲政會内閣が不幸にして――私は特に不幸と云ふ事を言ふのだ（拍手起る）大に不幸にして、而も稍々長く續いた、長く命脈を保つた、是は諸君が所謂憲政會の諸君が、所謂閥族官僚の親方の庇護に依つたのではないか（拍手起る）貴族院あたりの御機嫌を取つて戴いたのではないか、もう忘れたのでありますか（笑聲起り「ひや〱」と呼ぶ者あり）憲政會の戴いて居る所の前内閣の首相は、其職を退くに當つて官僚の仲間入、所謂元老たらんが爲に泣いたり怒つたりしたではないか、（笑聲起り拍手する者あり）大隈侯は憲法擁護を說くに當つては、實に大言壯語議論は風發縱橫無盡であるけれども、而も其の行ふ所（「上野公園でやれ」と呼ぶ者あり）而も其欲する所は全く官僚以上の官僚主義だ（「上野公園でやれ」「上野公園の石の上でやれ」「八釜敷い」と呼ぶ者あり拍手起る）

○議長（大岡育造君） 靜粛に……

○富島暢夫君 言ひ換へて見れば、官尊民卑の主義を極端に發揮する人である（「其通り」と呼ぶ者あり）私共は――私共は平生官尊民卑の弊を認むること久しいのである、常に其弊を憂ふる者であります此弊を除かざる限りは、如何に民本主義を唱へても如何に憲法擁護を叫んでも、當分は駄目でございます（笑聲拍手起る）政友會の（「謹聽」と呼ぶ者あり）政友會の中村君でありましたか知りませぬが、過日の本會議でありましたか、官僚内閣は現内閣を以て最終であると、斯う言はれました、洵に私共もそれを希望するのである、併ながら――併ながら殘念ながら、中々是は覺束ない（笑聲起る）我國内に官尊民卑の思想と云ふものが……（「廣場でやれ」と呼ぶ者あり）何處でやつても宜しい、此神聖なる議場を何と心得るのであるか――官尊民卑の思想が國内に漲つて居る間は、別言しますれば、政黨員にして、殊に憲政會の黨員諸君の如く、正五位が欲しかつたり、勳三等が貰ひたかつたり（「ひや〱」と呼ぶ者あり）參政官になりたかつたり閣下と呼ばれたかつたり、（拍手起り「顏色無し」と呼ぶ者あり）さう云ふやうな（「五時半と甲乙無し」と呼ぶ者あり）さう云ふやうな事許りを望むやうでは、到底憲政の常道に悖らぬ所の内閣は、中々求むることは出來ない（拍手起る）否な斯かる有樣に於ては、（「水を飲んだら宜いだらう」と呼ぶ者あり）水を飲んで能く聞えるやうに申すのである（「謹聽々々」「上出來」「大文章だ」と呼ぶ者あり）斯る有樣に於きましては、寧ろ官僚内閣が一番良いかも知れない、官僚内閣はまだ〱殘念ながら最終とは云へないでせう（拍手笑聲起る）憲政會の戴ける大隈侯の行動にして夫れ既に斯の如しである、之を首相に戴いて、其内閣に列せられた所の、憲政會の棟梁尾崎君の行動はどうでございませうか、申さにやいけないから、どうしても申すのであります（「確かりやり給へ」「御用黨か」と呼ぶ者あり）新政會は黨派ではありませぬ、一人一黨であるから申すのだ、（「確かり願ひます」「謹聽々々」と呼ぶ者あり）尾崎君は世間の大多數と言ひたいが、一部の人から憲政擁護の神樣と謳はれた人で（「旨いぞ廣島縣へ

電報を打つぞ」と呼ふ者あり）恐くは自分も左樣に自信を爲すつてござるであらう、其尾崎君が法を司る司直の府に大臣として立たれたときの行動は如何であるか、有ゆる偏頗、有ゆる不公平、非立憲の有り丈を盡して（「其通り」と呼ふ者あり拍手起る）而も其經綸は、陪審制度を研究したでもなし、人材登用の途を開いたでもなし、全く下僚には除外せられて居る、唯だ爰に一のものがある、それは美濃紙を――美濃紙を半紙に替へて一萬圓の――一萬圓の政費の節約をした（拍手笑聲起る）たつた一つ、而も美濃紙を半紙に替へて不便で叶はない、實に馬鹿らしい事をやつたと云ふに過ぎない、此人が内閣に立たれて、而も同僚中に於て、憲政の常道を辨へ、恥を知つて責を引く人があつた其時の有樣はどうであります（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）醜態を極めて居据りを計畫したではないか（「其通り顏色なし」と呼ふ者あり）此時に君子人の評ある武富先生までも、亦同樣であつたことは甚だ遺憾とするのである（「ひや〳〵」拍手起る）實に諺に羊頭を掲げて狗肉を賣ると云ふが（「其通り」と呼ふ者あり笑聲起る）蓋し尾崎君の如きは、憲法擁護の僞神さんであらうと思ふ（拍手起る）尾崎君は嘗て桂内閣のときに本議場に於て（「馬鹿つ止せ〳〵」「確かりやれ」と呼ふ者あり）時の官僚黨たる同志會と政友會が提携したことがある、其時は此提携を嘲つて、政友會は恰も穢多と道連をしたのではないかと言つて痛罵したことがある（「議長注意したらどうだ」「注意する必要なし」と呼ふ者あり議場騷然）

○議長（大岡育造君）　人身攻撃に渉らないやうに…

○富島暢夫君　人身攻撃ではない、歷史を言ふのであります（「謹聽々々確かりやり給へ」「もう止めろ」と呼ふ者あり）其尾崎君が（議場騷然）尾崎君が……

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○富島暢夫君　靜肅にしなければ默つて何時までも立つて居る、靜肅になるまで默つて居る、私は苟且にも無責任の言を弄するのではない（「やれ〳〵」と呼ふ者あり議場騷然）

○議長（大岡育造君）　靜肅――靜かに御聽きなさい

○富島暢夫君　其尾崎君は今如何でありますか、穢多村と罵詈した所の同志會の殘黨と（「懲罰にするぞ」と呼ふ者あり）道連どころではない、或時は結婚を爲し、或る時は情死を爲し、今又其情死から蘇へらんとする事に焦慮して居らるゝやうに思ふのであります（拍手起る）果してさう論じて見ますると此憲政の神樣も、實は官僚以上の官僚主義者、官尊民卑主義者の隨一人者であると私は確信するのであります（「ひや〳〵」拍手起る）宜なる哉論より證據、此の憲政擁護の神樣の信心は、日々衰へつゝあるのではありませぬか、もう宜い加減の時に勇退をして名譽を保たれた方が御爲と思ふ、憲政會の主腦たる尾崎君にして既に斯の如くである、他の者は知るべきである（拍手起る）此官僚主義者が現内閣を指して、官僚内閣、閥族内閣、憲政の常道に悖る内閣であると言ふ資格が何所にありますか、斷じて私が資格なしとする所以なのであります、又實に諺に目糞が鼻糞を笑ふと云ふことがあるが（拍手笑聲起る）實に此不信任案の事であると信ずるのであります（拍手起り發言する者多く議場騷然）

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

〔「謹聽々々」「上出來々々」と呼ふ者あり笑聲起り議場騷然〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

〔「下劣なことを云ふな、議場の神聖を汚すな」「默れ確かりやり給へ」「止せ〳〵」「謹聽々々」「降れ〳〵」と呼ふ者あり議場騷然〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○富島暢夫君　過日來外交に付ては（「そんなことを言ふ資格はない」と呼ふ者あり）島田君、財政に付ては早速君各々交々得意然として現政府を難詰せられたのであります、殊に早速君の如きは財政通を以て自任する人であつて、私等も平常敬意を表する人であります（「嘘を吐け」と呼ふ者あり）嘘でも何でもない、同郷の好誼を以て敬意を拂はなければならぬ、然るに其論旨は大藏大臣の財政計畫は杜撰とか、或は放漫とか、或は無責任とか、斯う言はるゝのでありますけれども、早速君は恐らく大藏大臣の眞意を、解して居らぬものではないかと思ふのであります（「能力なし」と呼ふ者あり）大藏大臣は何と言つて居るか、國防の充實を圖り、之に伴ふ所の軍費塡補を大眼目大主義として計畫を立てゝ居る、而して之に伴ふ增稅等の三大案の計畫を立てたのであると言つて、而も是等の計畫は、首尾好く悉く本院に容れられて居るのではありませぬか、大藏大臣の目的は既に達し、面目は既に立つて居る、併したがら玆に悲しむべき事が一つある、それは現内閣は政黨に基礎が無い、故に大臣の立てたる計畫の總てが立つ筈がないのである、多數黨の御方に取つても悉く之を容れると云ふことになれば、盲從の誹があるのである（「ひや〳〵」拍手起る）是に於てか大藏大臣は多數黨に敬意を表する爲に御叱りは百も承和の上で、否決せらるゝも、比較的痛痒を感ぜざる所の整理案なるものを立てたのであらう（拍手笑聲起る）御年は若いやうである、此處に居られぬが御年は若いやうでありますが、其達識と勇氣には、少々感服をせざるを得ないのである、早速君などは其心を知つてか知らずか恐くは私が大藏大臣の眞意を早速君は知らないと言ふのは、此所の事を言ふのである、早速君などは其心を知らずして、大臣が案を撤回せずして否決に同意したるは二枚舌である、無責任であると隨分躍起となられたやうである、是は寔に實質から申しましても枝葉の論、擧股取り（笑聲起る）の論に過ぎぬと云ふことを甚だ遺憾とする、而も否決に對する同意は、撤回を意味すると言はれますけれども、是は大なる間違ひである、抑々案の運命なるものは最後の一瞬間に在るのであります、議決を見るまでは如何に變更するか分りませぬ、萬一同意を互に誓ふたけれども政友會邊りが見る所あつて黨議を變更せられたらどうでありますか、通過するのである、同意すると否とは毫も關係ありませぬそんな事を捉へて二枚舌とか何とか言ふのは屁理窟である、早速君一派の論旨が既に斯の如くであるのでありますから、斷じて本案に贊成する事は出來ぬ所以であります、又外交問題、殊に對支外交に付きまして、私は終始島田君などの御議論を拜聽致しまして御座います、島田君は外務大臣は不干涉を宣言しながら、北を援けて南を壓した、實に無方針極まると云ふて非常に攻擊せられたのであります、之に對して外務大臣も、亦極力干涉はしないと抗辯せられたやうであります、私は問ふ人も問ふ人、答へへる人も答へる人と思ふのであります、元來支那の現狀に對しては無方針に限るのであります（拍手笑聲起る）方針を立てたら間違ふのであります、無暗な方針を立てたら間違ふのであります（拍手起る）憲政會は前内閣の時に如何なる方針を立てられたか尾崎君は本議場に於て、先刻前内閣は英佛聯合國と協議をして何やら立てられたさうだ、併ながら何も得る所は無いではないか、それならば協議をしたつて何にもなりはしない、獨斷でやつた方が宜しいのである、外交の成績の前内閣に擧らなんだ事實は事實であるのであります、一體支那は如何なる目的の爲に、如何なる方針で爭ひつゝあるのでありますか帝政政治を希望するのであるか、共和政治――何處やらに御出でるが――希望者が御出でるが、共和政治を希望して居るのでありませうか、若くは（「議長注意し給へ」「取消し給へ」と呼ふ者あり發言者多し）聯邦政治を欲して――假定論だ……

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます、議長は相當に注意を……

○富島暢夫君　聯邦政治を希望して爭ひつゝあるのである、全く支那其のものは、無方針無我夢中で戰ひつゝあるのであります、之に對して方針を立てゝ進むと云ふことは危險極まるのである（笑聲拍手起る）北を援けて好さゝうなれば北を援くべし、南を援けて好さゝうならば南も援けて宜しい、兩方を援けて惡ければ不干涉をせぬければならぬ、今暫くは決して方針を立てゝいかぬのであります、併ながら吾々は無方針なる方針を可とするものでありますけれども、或る歸著點に對して、一定不動の定見は持つて居るのであります（拍手起る）御氣の毒ながら憲政會の諸君は持たぬかも知れぬ、吾々は國民と共に一定不動の定見を持つて居る歸著點を持つて居るのであります（「もう止めても宜いぢやないか」と呼ふ者あり）併ながら其定見たるや、外交上の祕密に屬するのでありますから、私は此處で明言しない（拍手笑聲起る）斯樣な意味でありますから、外務大臣を信任せずと云ふ此の案には贊成は出來ませぬ（拍手笑聲起る）

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○富島暢夫君　斯く上來論じまする如しとしますれば、此不信任案の骨子たる、外務大藏兩大臣に對する不信任案の理由が無い事になるのであります、骨子たる案に付て理由が無い以上は、農商務、遞信等の大臣其の他に對する不信任の理由の如きは、寔に枝葉末節に過ぎぬからして、深く論ずるの要を認めませぬ、之を要しまするに政友會國民黨の諸君にして愼重の態度に出でられ、自重せらるゝ今日、而も現内閣以上の善き内閣が出現する見込のない間は、

國民より不信任を訴へられたる——是れは林毅陸君の口上であつたやうである、國民より不信任の判決を與へられたる、而も政界の落伍者たる憲政會の此案には反對せざるを得ないのである（拍手起る）終に臨んで一言したいのは、今日の憲政會の諸君は、後藤内務大臣に降伏なさつたのか知りませぬが、同大臣に對する論難の無いことを頗る遺憾とするのであります（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 望月小太郎君。

〔「議長議長」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 何ですか、今望月君に發言を許しました。

〔「議事の進行に付て前から發言を求めて居ります」「登壇々々」と呼ふ者あり〕

〔望月小太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○望月小太郎君 諸君、本員は此決議案を以て、時局解決の急務と國民義憤の熱情は悉く集つて此に在りと云ふ確信を有する者であります（拍手起る）既に内政上に付ては幾多の議論が交換せられまして、就中唯今廣島縣選出の名譽ある富島君は、議場に向つて極めて興味ある議論を出されましたが、内政上の問題は假りに過失ありとするも、此收拾は極めて容易なるもので御座います、さりながら外交上一歩の蹉躓は國家百年の禍害なりと云ふことは、言ふ迄もなきこと故に、本員は專ら此案賛成の趣意を外交方面より力めて事實に根據致して之を陳述致さうと思ひます（拍手起る「謹聽」と呼ふ者あり）申す迄もなく千古未曾有の此時局、此大戰亂の將來は、吾等國民の上に何時如何なる大國難の落來るか、否、少くとも百年國難の種子なるものは、遺憾なく御同樣の面前に於て東亞の全局面に撒布されて居る今日である、明日とも言はぬ、大詔煥發の結果、茲に全國動員の一大決心を爲さなければならぬかも知れぬ程、國民は不安の狀態に包まれて居ると云ふことは是は政黨政派の區別なく、就中當局諸氏は——殊に此の所感に於て一層深く思はなければならぬと信ずるのである、何となれば此四十議會の初に賜はりたる所の勅語に於ては「歐洲戰況ノ益々重大ナルニ鑑ミ努メテ聯合列強ト協調ヲ鞏ウシ」云々「東洋ノ和平ヲ保全シ終局ノ目的ヲ達セシムコトヲ期ス」と云ふの御叙旨に對し奉りて上下國民の感激措く能はざるの所、況や當局者に於ては一層其所信を深うせなければならぬ筈である、然らば即ち此時局に於て總理大臣及外務大臣は、國民に向つて眞に誠心誠意を披瀝し、其滿腹の經綸を示して、吾々國民をして其嚮ふ所を知らしむるこそ、時局に對する閣臣國に盡すの責任であると本員は信ずる（「ひや〳〵」拍手起る）内閣諸公が若し之に御同意であつたならば、第一に現内閣成立の根本目的たる對支政策の經過、即ち如何なる方策を以つて如何なる日支親善の事實を擧げたるか、其事實を說明しなければならぬ義務が諸君にある、又第二には歐洲戰亂の現況、就中聯合與國と十分に意思の疏通をしたと云ふことを言はれるが、是亦以て如何なる事實の上に如何なる協調が出來て居つたかと云ふことを國民に示さなければならぬ義務がある、就中第三は露國の今日の狀態である即ち其國家組織が殆ど土崩瓦解致して居る。

〔此時議長大岡育造君退席、副議長濱田國松君議長席に著く〕

○望月小太郎君 此土崩瓦解したる露國に對しては聯合與國と我國とは、如何に之を援護し救濟するかと云ふことの實際方法に對して協調を重ねなければならぬ、是等の經過に付ては當局が當然之を議場に披瀝すべき筈のものであると信ずる、又是れ等のことに付て已むを得ずんば祕密會に付してなりとも、之を說明するのが上下に對する諸君の職責である現に今日は聯合與國皆國民的外交に基礎を置かざるものは失敗であると云ふことから、又先刻富島君も言ふて居る——是は現政府は國民と共に外交をやると云ふ事、此國民的外交を基礎とした所の英米佛の當局者は、時々刻々に其國民に向つて其所信を披瀝して居る、否獨逸の議會に於てすら、尚ほ平和會議に屬する進行中の問題すらも遺憾なく之を說明して居る、然るに諸君の爲され方はどうであるか事實問題として當議會の初以來今日に至る迄、右三點に付ては抽象的には文字を羅列致して居りますが、併ながら事實に根據した所の說明は全然之を避けられて、委員會に分科會に、吾々が材料と事實とを以て之に臨めば、即ち默して答へず、甚しきは問ひたる事は答へずして、問はざる事は答へ、進んでは質問の趣旨を誤解曲聽して、外務大臣が議場の物笑となつたと云ふことは諸君の目擊する所（拍手起る）果して是が時局に對する閣臣の誠意誠心と言はれませうか否、本員は茲に斷言する、議論に非ず事實を擧げて斷言致しますことは、現内閣の此時局の前途に對する施設經綸なるものは全く皆無にして其是あるものは總て是れ收拾すべからざる所の失敗の證據である（拍手起る）又前途に對しては殆ど不安渾沌、無爲無策と云ふ傍觀主義であると云ふ事を、是より以上三點に對して證據を擧げて總理大臣以下内閣諸公の甚深なる御注意を喚起して見たいと思ふ（拍手する者あり）第一は對支政策の失敗であります、現内閣が其成立以來不干涉主義を以て支那に臨まれたる、其不干涉主義の標榜こそ、今日に於ては實は現内閣自滅の斷頭臺となつたのである、何となれば本來隣國に向つて爲さなければならぬ地位に居る國が豫め對手方に對し、若くは第三者に對し、不干涉主義と云ふ言質を與へると云ふ國が、古往今來何處に外交史上に於てありますか、即ち我正當の權利を遂行する上に於ては我は已むを得ず他の利害關係なき國に對するよりは幾分か壓力が增す、此時に於て之を干涉とは言はぬ、或は援助と言ひ、扶掖と言ひ指導と言ひ總理大臣又此言葉を使ふて居つた、否友誼的忠告の後にも斷乎たる決心を以て臨むと云ふ事は獨逸が土耳其に對し、又平和人道正義主義の「ウヰルソン」大統領が墨西哥に臨んで居る所の殷鑑は目前に在るのである、然るに吾未だ一策を描かざるに豫め不干涉主義を標榜して、我行動の自由を我自ら束縛するが如き手段は、日本の東亞に於ける優越なる地位及其權利の放棄した所の愚論の骨頂である何となれば支那が名實相伴ふ獨立自彊の國家であるならば吾等は何が爲に日露戰爭を爲したのであつたか、又日露協商、日米協約は何の爲に結んだのであるか、否、本議場に於ける國防計畫の不安も歸する所は支那問題に在るのである、斯う云ふ事實から研究致しましたならば、當初掲げたる不干涉主義の標榜が諸君を自繩自縛の今日の境遇に持ち來て居るのである假りに本員は一歩を讓つて諸君の所謂不干涉主義を姑く默認するとしても、抑々現内閣の其不干涉主義たるや、名は不干涉主義であるが、事實干涉を行つたと云ふ證據及材料は、既に諸君の御案内の如くである、今夫れ南北不和の場合に於て、北に貸付けたる所の財政援助は、勢ひ南方討伐費とならざるを得ない、支那南北今日の勢を瀕成したものは、現在の外務大臣であるのみならず、此に更に重大なる證據がある、去る二月二日本員の手に落手したる日本政府が支那の政府に送つた所の武器であります、此電報に依れば「北京陸軍部より山東督軍公署宛の小銃彈五十萬發砲彈七百其他武器積載の列車濟南府を通過す」と云ふ此點である、是は段祺瑞氏の模範四個師團に送ると云ふは名のみにして、實は直隸省段芝貴の軍隊に行つた所の武器は、更に其直隸省の古き武器を以て南方討伐の途上に送ると云ふ、其行途が明かである、此に於て本員は外務大臣に伺つて此武器の差止は出來ぬかと云ふと、契約中には差止むることが出來ないと答ふ、此事實は即ち不干涉主義の看板の下に於て、干涉主義も干涉主義、即ち大々殺戮的干涉主義を行つて居る證據である、斯く申すと米國が日本に代つて武器を供給するかも知れぬと云ふ、是れ極めて愚論と思ふ、何となれば日米新たに結んだ新協約に於て、斯る問題は當然日米の間に解決すべき筈のものである、而も外務大臣は一日も早く支那の安定を希望すると云ふ、若し是が政府の眞の告白であつたならば、何故に此東洋平和維持の大責任者たる日本、殊に今日世界的大戰亂の狀態——即ち過般も本員申せし通り、西南、英、佛、米と我日本とは東西相策應して、さうして此獨逸に向つて致命的包圍の大打擊を與へると云ふ爲には、吾等は一面與國に向つては支那に對する我が發言權に全然信賴せしむる樣交涉する、而して他面支那に向つては今迄の不干涉主義の標榜を撤廢して、斷然南北調停の新方針を立てると云ふことは、現に馮總統は北より此調停を希望し、岑春煊は南より之を希望すると云ふ、我に於ては屈竟の此時機に於て、外務大臣に之を提唱されて居る、そこで馮總統を中心とし、段祺瑞を副とし、徐世昌を加へ、これで北方は纏りませう、而して南方は陸榮廷、張繼堯、岑春煊、而して孫文、唐紹儀等を網羅して亞細亞民族と云ふ大運命——世界戰爭の共同利害の關係から、支那に向つて從來の不干涉主義を撤廢してこそ男らしき一經綸である、所がそれが現内閣には出來ない、何故出來ないかと云ふと、初から不干涉主義を標榜したる其結果、今日の對支政策は殆ど行詰りとなり、内閣は進退共に其度を失つて居ると云ふ此斷末魔の證據は此に在る、即ち林公使の進退問題であろ、凡そ外交官が其駐在國の政治を遠慮なく批評して之を公表するが如きことは、斷じて許すべからざることであ

る、其北を負し南に反對なる林公使を此際北京に置さんか、世間の疑惑を增す、されぱと云ふて、林公使の首は馘れぬと云ふものは、現內閣の對支政策と云ふ箱の一本釘は此林公使である、そこで此釘を拔けば對支政策の箱は壞れる、箱が壞れば內閣顚覆と云ふことになる、是が即ち內閣諸君が今日迄一年有餘支那政策に於て全く失敗して行詰つて拔きさしの出來ないと云ふ事實即ち此所に在るのである尚ほ且本野君は日支兩國の關係は彌々親密を加ふるものであるなどゝ云ふに至つては、是れ尚ほ暗夜を白晝と欺く、斯の如きは天下の一大虛言であると云ふことを支那問題に對する斷案と致して進んで、歐洲問題に移ります、殊に此際一言申上げたいのは、小久保君並に神谷君は、歐羅巴聯合國に對しては非難すべき程の危險政策は現內閣に無いと言はれたのであるが、本員は議論は好まない、事實を申上げます、即ち此聯合與國との意思は遺憾ながら不完全にして其間に何物の協定も無いと云ふ證據を是より擧げて申上げます、先づ英佛米國が如何に熱心に日本の積極的援助を希望し居るかにも拘らず、何か日本は出來ることすら尚ほ與へざる如き疑を持つて居ると云ふことは、過般も本員申した如く、即ち日本が歐洲出兵の不可能なる理由は、未だ米國の智識階級の小部分の外、大部分に知れないと云ふことは、最近に歸朝したる目賀田男爵も裏書をして居る、又本野君の殊に知るべき筈の佛國巴里の諸新聞が現在唯今日本の歐洲出兵に付て滔々議論されて居る、本野君特殊の關係ある讀賣新聞の如きも、去る七日の紙上に佛國「フヒガロ」新聞の該通信が載つて居る、斯う云ふ事實から見ましても、寔に與國と我國との間の意思の疏通は出來て居らない、是は尚ほ恕すべしとするも、玆に同僚の議員諸君に訴へたい事は、もつと大なる過失がある、それは昨年十月佛國に於ける軍事會議の時に、我國は歐洲出兵不可能の事を公然發表すべきにも拘はらず、竊に松井大使をして佛國政府に、珍田大使をして英國政府に內談せしめ、此出兵を聯合會議の席上に持出されぬやうにと云ふことの內運動の訓令を發したものは、此外務大臣である、而して十月下旬から始まつたる此會議の中途に於て、十一月十日前後、右兩大使よりして英佛二國が日本に對して寔に不快なる考を持つて居ると云ふ報告は御手許に著いて來て居る筈である、此結果として更に由々敷き事實は、遺憾ながら此に之を發表せざるを得ない、即ち昨年十二月十三日我同盟國英國大使「バルフォール」氏より我が珍田大使に向つて、而も本員は其言葉の內容迄記憶して居る、即ち極東の不安が愈々重大なる際、斯樣なる意味を以て相談せられた、曰く列國の猜疑の無い所の米國兵を以て、浦鹽よりして西比利亞線を守備させては如何であるかと云ふ先手を英國より打たれたのである、更に進んで先刻尾崎君も一寸申されました浦鹽港派遣の軍艦に關する事實を申上げます、即ち去る一月十一日我艦隊が浦鹽に行く、亞米利加は十三日、英吉利は十五日、此英米の艦隊が浦鹽に行くに就ては日本政府と協定の結果であるかと言ふたら、外務大臣は協定の結果では無いと言はれた、諸君日英の同盟條約第五條に於て、戰時に於ける兩軍事當局者が其行動の範圍を約束致して居る、其文章は此に在る即ち其第五條に「兩締盟國の一方が本協約に規定せる場合に際し他の一方に兵力の援助を與ふべき條件及該援助の實行方法は兩締盟國陸海軍當局者に於て協定すべく又該當局者は相互利害の問題に關し相互に十分且隔意なく隨時協議すべし」とある、又十一月七日に現政府の發表したる日米協約、其內容は發表なさらぬが、併し精神は南北太平洋を以て日本の守備に任せると云ふことは、御鄰の海軍大臣は否認の出來ない事實である、斯の如く英吉利との條約、米國との協約あるに拘らず、此浦鹽へ向つて英米の軍艦が派遣されるに至つて、已むを得ない結果と云ふことは本員甚だ之を認めない、何となれば勞力ある者は報酬ある、平和克復後に於ける我が發言權を得る爲に、我が利權の擁護をなすへき極東の方面に向つて、日本ある以上は臥榻の傍ら、豈他人の鼾睡を容れんやと云ふ政策を何故御執りなさらなかつたのであるか、少くとも諸君の爲され方が、如何に樂天主義であるかは、本員此に至つて呆然自失せざるを得ないのである、今一言米國「ルート」氏の事に付て申上げて置かなければならぬ、即ち米國「ルート」氏が昨年露西亞に參りました、而して其露國に供給したる約束のものは、機關車二千五百臺、貨車六萬臺、技師二千人――之を以て露國鐵道の全體の守備及び運輸を引受けたのである、即ち先刻尾崎君の言はれた西比利亞の管理權が米國に移らんとしたのである、其結果として「ルート」氏は露都に於て佛蘭西の里昂銀行以外には特權のない所の紐育「シチー」銀行と云ふ四千萬圓の銀行設立の特許權を得たのである、本野君が十年露西亞に居つてすら、正金銀行の支店さへも設けることが出來なかつた然るに斯う云ふことを「ルート」氏はやつたのみならず更に玆に御記憶を願つて置きたいのは烏拉爾から東に向つての露國鑛山に亞米利加人の資本が約一億萬圓注入されやうとしたのである、本員は亞米利加の資本の加はることを歡迎するものである、さりながら目前に居る日本に無協議無相談で單獨行動を執られて居りながら、霞關に於て茫然として居る此大臣――諸君何と御考になるか、此御判斷は之を諸君に願はなければならぬ、又其他目下米國輸入禁止の恐れある生絲問題は目前に橫つて居る、此問題の交涉は根柢より誤つて居ると云ふことは、本員確的なる事實を持つて居りますが、暫く尚ほ交涉恢復の餘地あるものとして、外務大臣の爲に先づ控へて置きませう、斯う云ふやうな有樣で何等與國間と具體的協調などゝ云ふことは諸君絕無であると云ふことは、不肖ながら本員自己の名譽を以て之を諸君の面前に訴へる次第である（拍手起る）第三は現內閣が露國の狀勢に關し初より全く其形勢が不明である、不明は偖て措いて、進んでは誤謬の觀察を爲し、遂には已むを得ず現時の無爲無策の傍觀主義に陷つたと云ふことの事實と證明とを、再び此に擧げて見やうと思ふ（「謹聽」と呼ぶ者あり）本野君は大正五年十一月に歸朝せられて、其六年一月二十三日第三十八議會に於ては、露國官民に代つて帝國が露國に援助したことに付て深甚なる謝意を此議場に於て演說せられた、即ち露國の爲に代辯せられた、此時に本野君は斯樣に言つて居られる――御注意を願ひたい「本大臣は十年以上露國に在つて、露國人心の趨向に愼重に注意しました」と大に露國風を吹聽せられて、次に問題の論旨がある、本野君曰く「日露兩國は極東に於て利害關係を有し、兩國間の協同一致は日英同盟と相俟つて極東平和の維持及び帝國利權の防護の爲め最も必要なる保障である」と露國官民一致の確信を玆に披瀝なすつた、それから六月二十三日第三十九議會に於では、帝國政府が露國の新政府に承認を與へたと云ふ報告の其席上に於て、尚ほ此言葉を强められて「兩國が極東に於ける共通の利害關係は今後益々鞏固となることは確信して疑はざる所である」と言はれた、仍て右二十六日に本員は此議場に於て斯樣に伺つた、是は速記錄に在る即ち「異日萬一にも單獨講和が露獨の間に起る場合に至つては帝國は一大決心を以て殊に與國間の意見の一致を求めなければならぬ」是等の畫策及び方策如何と、此本員の問に答へらるゝ外務大臣の答辯は「獨逸と開戰以來今日に至る迄、露國の舊政府は勿論新政府も勿論露國議會に於て今日迄單獨講和をすると云ふことを言つたことはない」と、それから更に言葉を强めて「尚ほ付加へて申上げますが、私としては露國が單獨講和をしやうと云ふやうなことは斷じてないと信じて居ります」（拍手起る）然るに諸君事實は如何である、本野君の此言葉、此斷言の二十五日先きの七月二十二日には獨逸の手先きたる勞兵團は「ペトログラード」に於て政權を握つて、八十日先きの九月十七日には公然露獨單獨講和が發表せられたのである、是に於て本野君及び本野君を圍繞したる內閣連中が始めて茫然自失爲す所を知らず、遂に無爲無策の今日の傍觀主義に陷つたのである其證據は總理大臣と雖も否むことは出來ない、即ち第四十議會に於て諸君の今尚ほ耳に殘つて居る此言葉、本員は速記錄から引用する「露國政變に關しては急轉直下意外の激變云々――偏に露國民の健全なる發達を祈り、露國が與國の利益を無視することなく、國家の威信と名譽とを完全に保持せんことを切望して止まざる」云々、諸君此最後に於ける現內閣が泣くが如く訴ふる趣意と、第三十八議會第三十九議會に於て前段引用したる外務大臣の大言壯語とを對照し來つたならば、此國民的法廷の下に於ける外務大臣の資格は、自然消滅となつたのである（拍手起る）是尚ほ可なり、而も今日尚ほ露國の國家的云々と云ふ――諸君此露國の國家なるものは本員玆に事實を擧げて說明を致して置きますが……

○副議長（濱田國松君）　靜肅に……

○望月小太郎君　露國は最早國家は無いのである、即ち「レーニン」の無政府主義共產主義なるものが獨逸の魔の手と一緒に聯合して露國を小邦に分裂せんと致して居るのである、即ち「フヒンランド」「バルチック」三州、波蘭、小露西亞「クリミヤ」高加索「トルキスタン」西比利亞、皆悉く獨逸の病毒が入つて居る、而も其小露西亞の如きは去る九日に於て露獨の間に單獨講和が出來たと云つて居るではな

いか、斯うなつた曉は、波羅的海、黑海、裏海、波斯灣は段々と悉く獨逸の勢力となる、是尙ほ暫らく忍ぶべしとしても、斷じて忍ぶべからざるは、實に西比利亞に來る彼等の勢力はどうでありますか、先刻尾崎君の言つた八萬の獨逸の捕虜、それに搗てゝ加へて玆に御注意の爲に外相に申して置く、獨逸の西比利亞に於ける財政機關のことである、日本で申せば三井三菱とも申すべき第一「クンスト、アルベルス」第二西比利亞商業銀行、第三例の「シーメンス」會社、此三會社が資金を供給して此八萬の獨逸の捕虜は朝鮮から支那、否、寺內伯の足許まで肉薄して(拍手起る)玆に於て吾等は如何に致しても與國に向つて此極東の治安、此西比利亞鐵道の守備——何となれば暗夜西比利亞を通過する鐵道の中には水雷艇も飛行機も之を疊んで極東の浦港に送ることは今日出來得るのである、故に日本は自衞上此の鐵道の守備と云ふもの、即ち鐵道を監守することは當然の政策である(拍手起る)是等に付いて與國に向つて其の意思を共通し、或は進んで物資若くは財政の點迄打明けて、少くとも西比利亞線の分岐點となつて居る「チタ」及び「イルクック」の此の線路迄は、露國の國家が再造せられる迄、三年掛るか五年掛るか、決して目前のことではない、それ迄日本が此の隣邦の情誼、此の東洋平和の維持の爲に殊に斷々乎たる決心をすると云ふことは、我帝國が時局對應の最大要務であると本員は信ずるのである、爰に最後に本野君が右申す如く、露國に對する狀勢が全く不明でありし結果、跡の內閣連中は其の煙りに捲かれて居ると云ふ其の證據を、爰に擧げて本野君の良心に訴へるのである、大正四年の八月露國が獨逸に向つて戰爭を開きました其の翌年に至り、即ち本野君露國滯在中の出來事である、露國の鐵道不完全の爲めに露國は第一に物資の不足、兵力の不足を來した、是に於て露國政府は全國の工業家を集めて、戰時工業委員會と云ふものを組織して、之に物資の製造及供給を囑託した、第二、財政に付ては全國の銀行團を戰時財政委員會と云ふ名に於て集め、此銀行家に資金の運轉を懇願致した、第三、兵力の不足に付ては露國に於ける各自治團、即ち勞働階級を基礎と致して居る、此自治團に向つて此兵力の供給を懇願致したのであります、御存じの如く五百年來君主獨裁の其露國が、一朝此國家兵馬の三大權を此三團體に委託するに至つて、露國の革命は實は此時に兆して居るのである、今一つの證據は現に革命は大正六年三月八日であるが、大正五年十一月二十日露國議會に於ける、前段申した日本が承認を與へたと云ふ新政府の中心人物たる、立憲革命黨の首領「ミリユコッフ」氏の演說は外務省に來て居る筈である彼れは何と言つたか、露國の官僚政治を打破すると共に「ミリユコッフ」氏は露國と獨逸の兩宮廷に於て單獨講和をなしつゝある、祕密を暴露したではありませぬか、斯の如く露國の形勢は首相外相の所謂急轉直下ではない、事物自然の順序として爰に三月八日の革命になつたのである(拍手起る)而して革命の中心たる勞兵會は第一、戰爭中止、第二、財產共產主義を以つて宣言して居る、從つて七月二十三日此の勞兵會に授けられた所の「ケレンスキー」內閣は聯合諸國から戰爭を繼續しろと言はれても內の人心は悉く戰爭中止——從つて與國から援助を與へなければならぬ、此の必要に對しては確かに八月十日前後內田大使からして外務省に相當の報告があつた筈である、然るに樂觀主義の本野君、之も亦顧みず、遂に其結果は如何なつたでありますか、即ち今日の露國の混亂狀態に陷つたと云ふ是等の顚末を諸君が御判斷下さつたならば、本員甚だ失禮ながら本野君の露國に對する所の智識は、根本より不明混沌であると云ふことを爰に斷言するのである(拍手する者あり又「顏色なし」と呼ぶ者あり)之を要するに本野君が支那に對し、佛蘭西に對し、英吉利に對し亞米利加に對しての凡ての施設計畫は、前述べたる事實、及證據に依て悉く失敗致したのであります殘る所の露國通の智識も前段申した此事實に於て判明せらるゝ以上は、一言にして盡せば本野君就職以來帝國の外交を處置する其本野君の技倆は、識見朦朧知覺不分明と云ふ此九字を以て評し盡されやうと思ひます(拍手する者あり)且此議會に於て國防不安の攻擊も財政杜撰の非難も歸する所、內閣が外交政策の根本方針を國民に知らせぬからである爰に本員は內閣諸公に最後の數言を殘したい、諸公の力量にては最早時局の收拾は出來ないと云ふ事は明瞭である諸公が中宵人靜かなる所、冷かに其良心に省みられて此の國難の前途を思量せらるゝならば、吾々國民は今や國難の大渦瀾中に捲込まれるか少くとも吾々のみに止らず吾々の子々孫々に亘り、此禍根は前段申した如く極東全體に蒔かれつゝある今日に於て、諸公が國家に盡す最後の御奉公としては、潔く一日も早く罪を闕下に俟たるゝと云ふことがせめても諸公最後の奉公心であると思ふ(拍手起る)翼くは——本員の以上申述べたのは決して議論を好む爲めではない全く事實に根據して本員の良心に示す所——之を言はずんば國家の不利であると云ふ此證據を列擧したる此最後の數言は、眞に本員の熱淚と共に內閣諸公の良心に訴へる次第である同時に玆に臨時外交調査會委員を總裁とし首領と仰がれて居らるゝ所の名譽ある政友會並に國民黨の諸君、幸に原君犬養君も爰に御列席である、本員以上の事實に就ては定めて御耳に入れて下さつたことを感謝する(笑聲起る)願くは諸君が此點に於て此議案を通過されて下すつたならば、內閣外交失敗の責任に對しては、政友會も國民黨も之を分擔しないものだと云ふことの反對を國民に證明することが出來ると云ふことを以て此演壇を降ります(拍手起る)尙ほ一言露國の形勢に付ては速記錄へ遺す爲に爰に露國政變の調査資料を諸君の御參考に供します(拍手起る)

〔參照〕 第一 露國革命政變概要

政黨政派及び指導人物の勢力消長

革命運動の由來 一八五四年のクリミヤ戰爭に於て露國々家組織の根底に於ける種々の弱點暴露せられた結果として爾後露國青年社會に於ける革命思想は頓に旺盛を加へたりしか、アレキサンドル二世及び官僚政府は一概に之に對して壓迫政策を施したる爲め皇帝は遂に虛無黨の爆彈によつて暗殺せられたり、次いでアレキサンドル三世も亦た依然此の政策を踏襲して極端なる專制政治を行ひたり一八九四年に同帝は病死せるか、一說には毒殺せられたりとも傳へらる、廢帝となりしニコラス二世の治下に至つても內相プレーヴェは高壓政策を以て革命分子を迫害したるも一九〇四年プレーヴェには社會革命黨の爲に暗殺せられたり、此年日露戰爭起り、翌年其戰敗の結果、專制政治に對する非難は一層激烈を加へ來り露國前廢帝は遂にウヰッテ伯の建策を容れて一九〇五年十月國會開設の勅詔を煥發したり、爾來政府と議會との關係を摘記すれは大要左の如し

國民議會の成立(一九〇六年五月)

此時の首相はストルイピン氏なりしも總選擧の結果は反對黨に有利となり立憲民主黨、勞働黨社會民主黨の三者か最も優勢を占め、盛んに政府に反抗し政府は同年七月此議會を解散したり

第二議會の成立(一九〇七年三月)

此の議會に於ても尙ほ依然として野黨優勢を占めたるを以て政府は同年六月再ひ之を解散したり

第三議會の成立(一九〇七年十一月)

此度は選擧干涉の結果政府黨即ち右黨、十月黨國民黨の三者か優勢を占たる爲め此議會は規定の如く五年の期間存續したり

第四議會の成立(一九一二年十一月)

改選の結果は玆に再ひ選擧干涉となり政府黨有利となれるも一九一六年三月八日即ち革命勃發以前に於ける議會は實に左記の如き形勢を示したり

政府黨		反對黨	
國民黨	八六	立憲民主黨	五五
右黨	六一	進歩黨	四一
十月黨	八五	社會民主黨	一二
計	二三二	勞働黨	一一
		計	一一九

此外、中立に波蘭黨一三、無所屬一九

各派の主義領袖以上各派の主義、地盤、領袖の概要左の如し

		地盤	主義	領袖
政府黨	右黨	貴族、僧侶	官僚主義	シテクロヴイトフ
	國民黨	貴族、地主	溫和保守	ポプリンスキー伯
	十月黨	商工業者	自由民權	グチコフ
反對黨	立憲民主黨	中等社會	立憲自由	ミリユコッフ
	進歩黨	商工業者	進歩主義	エフレーモフ
	社會民主黨	勞働階級	社會民主	チヘーゼ
	勞働黨	同		ケレンスキー

十月黨の向背

十月黨は政府黨にありて最も進歩的傾向を有し且つその地盤とする所は立憲民主黨及び進歩黨共通なりしも、革命の近づくに當り、政府黨より去つて反對黨に左袒するの態度を示したり、これ革命が意外に急速に成功したる一大原因なりとす

第二　革命近因

抑も一九一四年八月露國は其開戰の翌年、二月頃には既に其の鐵道輸送の不完全なる爲め軍需品の缺乏顯著なるに至り、直ちに物資不足の供給に對しては第一　全國商工業家を會し戰時工業委員會を設立し（グチコッフ氏之が委員長たり）之れが製造供給を懇談し、第二財力に關しては各銀行團を以て戰時財政委員會を開き之れが援助を囑託し而て第三兵力の供給に關しては各自治體即ち其多數は勞働階級に其援助を求めたり、さなきだに政府反對黨は前記せるが如く此年次第に增加し來れるに今や中等社會、商工業階級、勞働社會の三團體は如上の順序より次第に事實上戰爭の中樞を支配するに至れると共に大正六年三月八日革命前五年十一月二十日立憲民主黨の首領ミリュコフ氏は議會に於て獨裁政治攻擊と共に露獨兩宮廷に於ける單獨講和の內情を曝露し社會民主黨の首領チヘーゼ氏は議會より廢帝廢后となりし兩寫眞を撤去すべきの極端なる意見をすら開陳し茲に彼の怪僧ラスプーチンの攻擊より進んで遂に革命の氣勢は先づ一般下層社會より勃發するに至り、三月八日民衆は社會革命の歌を高唱しつゝペーターグラード市に示威運動を始め十日內務大臣か群衆に向つて射殺の命令を發するに及び遂に群衆の反抗心は極端に走り十一日司令長官及び警察官は反て兵隊及ひ人民側より射殺せられ大臣は拘禁せられ遂に露國廢帝の幽囚となり三月十七日茲に新政府は組織せられ立憲民主黨のミリュコフ氏と十月黨のグチコフ氏並に社會民主黨のチヘーゼ氏等は相提携するに至りたり、今その內閣員を擧ぐれば左の如し

リヴォフ內閣成立（一九一七年三月十七日）

首相　リヴオフ（十月黨）
商工　ゴノワコフ（民主黨）
內相　同　（同）
外務　ミリュコフ（同）
大藏　アレキセンコ（同）
文部　マヌイロフ（同）
陸海　グチコフ（同）
交通　ネクラソフ（同）
司法　ケレンスキー（勞働黨）
農相　ロヂ、エフ（同）

即ち此の內閣は十月黨と立憲民主黨との聯立內閣にして、官僚反對、自由主義を以て政綱としたり

然るに此れより以前革命と共に勞働階級と軍隊とは全然融和し勞働者は即ち兵士にして兵士の武裝解除したるものは則ち勞働者なりとの主意より、勞兵會なるもの丶本部をペトログラードに設け、全國各地に向つては勞働階級の爲めに勞兵會支部を設けしめ遂に同月下旬には勞兵會は露國の軍事及び政治の實權を左右するに至れり而して勞兵會の目的とする所は左の如し

一、戰爭中止
二、建國議會の招集
三、土地分配の三方針

さればその爭ひは勢ひ露國の階級戰となり、グチコフ、ミリュコッフ二氏は中流階級を代表し勞兵會は下級民衆を代表することゝなれり、當時露國の物資缺乏食物の騰貴はバタ一斤三四圓に至りミルク、小麥等全く缺乏を來し人民は愈々饑餓に迫るに至り、勞兵會の戰爭中止論は遂に陸海軍と意見の衝突をなす迄の勢威を振ふことゝなれり是に於て左記の如く內閣改造の止むなきに至れり

內閣一部の改造

總理　リヴオフ（十月黨）
陸海　ケレンスキー（勞働黨）
內相　同　（同）
商工　ゴノワロフ（民主黨）
外務　テレシチエンコ（同）
文部　マヌイロフ（同）
大藏　シンガレフ（同）
司法　ペレエルゼフ（社會黨）
交通　ネクラゾフ（民主黨）
農相　チエリーフ（勞働黨）

此時勞兵會は漸次勢力を高め無併合一般平和主義を唱へたるを以て、之に對し前外相ミリュコフ、陸海相グチコフの兩氏は反對して辭職するに至り茲に勞働黨及び社會黨より一二の閣員を拔擢して內閣を改造し遂にケレンスキー內閣の成立に至れるなり（一九一七年七月二十三日）されはケレンスキー內閣は事實勞兵會の後援によりて成立したるものにしてその閣員の顏觸は實に左の如し

首相　ケレンスキー
內相　ニキーチン
法相　マリヤントキチ
農相　アフクセリチエフ
勞働　グオズテフ
陸相　ウエルホフスキー
海相　ウエルデルフスキー
文相　サラヅキン
外相　テレシチエンコ
商工　コノワロフ
藏相　ベルナツキー

然るにケレンスキー氏は聯合與國より非常の壓迫を蒙りし結果、戰爭開始の已むを得さるに至りしもルウーマニヤ及びガリシヤ方面に於ける露國軍隊は全く戰意なき爲め遂に敗戰に終りたり、蓋し王朝時代に於ける開戰の目的は墺匈國よりバルカン方面に於けるスラブ民族の統一、及ひダルダネス、ボスボラスの自由開放と共に土都コンスタンチノーブルの占領にありしも革命と共に是等開戰の目的は全然王朝政治の遺物として一般民衆より顧みられさるに至り而して急轉直下の勢を以て革命に成功せし勞兵會は愈々此人心の動搖に乘し全力を擧けて戰爭中止、內政整理に傾注したる結果、此の敗戰となり、殊に九月リガ陷落するに及んで人心の動搖一層甚しくケレンスキー氏は已むなくモスコーに國民大會を開きたり此時コロニコフ將軍は此の敗戰原因を以て軍事統率の大權政府に存せすして勞兵會に在りかかる無力なる內閣は之を打破せさるへからすと、一旦はケレンスキー氏と聯立の機會ありしも遂に相互誤解の結果コ將軍は手兵を率ひて露都に迫らんとしたるもケレンスキー氏の爲め先んせられコサツク兵の攻擊する所となり遂に降服し茲にケレンスキー氏十月十日第二內閣を組織し、その閣員には社會黨六名、民主黨々中產階級代表者十一名を入れたる聯立內閣を組織したり

此秋に方り露都にては物資の缺乏、物價の騰貴益甚しく、市民は一般に速に平和を翹望するの止むを得さるに至れり、而して偶々露都市會議員選擧の結果は甚しく過激派に有利となり、過激派のレニン、トロツキーの徒茲に其の翹望を高めチヘーゼ、スコベレフ等を勞兵會の幹部より驅逐してトロツキーが新に勞兵會々長に當選したり而してケレンスキー氏が過激派に壓迫を加ふるや、彼等は奮起して政府を顚覆し、內閣員を放逐又は暗殺するに至れり、かくして全國到る處の勞働階級は次第に過激派に歸し十一月中旬には左の宣言を發表するに至れり

一、軍隊は戰地より引揚け適宜注意行動を取る事
二、各地方の地主は其生活に必要以外の土地は其住民に平分すへき等の社會共產主義を以てし遂に過激派員なるもの國政に當るに至れるなり

過激派國務員（十一月二十三日）

過激派は進んで國務委員を選擧したり其結果左の如し

總裁　レニン　海陸　オフセンコ、クルイレンコ、テベンコ（三名）
外務　トロツキイ　商工　ノギン
內務　ルイコフ　文部　ルナチヤキルスキー
農務　ミリコチン　大藏　スクオルスオフ
司法　オブボケ　交通　アウイロフ

斯くて過激派は非併合無賠償一般媾和の交渉を開始し、總司令官ヅボーニン將軍を免職し一少尉候補クレレンコを以て之に代らしめ先つ敵國獨逸との間に休戰條約の交渉を開始するに至れるなり

第三　休戰及び媾和に關する交涉の經過

媾和運動の由來

軍人勞働者決議

大正六年四月六日勞兵會の前身たる軍人代表者と勞働黨代表者とは

（一）臨時政府をして何等侵略の目的を許さ

るゝこと　（二）媾和條件に領土の併合又は償金の要求を含まさること　（三）戰爭は自衞の目的を以て繼續することを聲明せしむへく決議せり、同月十一日リボフ内閣は新政府か自由と生命とを尊重し他國の領土を侵略するの意思なきこと及ひ各民族は各自固有の權利を基礎として永久的平和を樹立すへきものと信することを聲明し、同月二十一日外相ミリユコフ氏は英佛の代表者を引見し露國か飽迄協商國と同一步調を取るへき旨を宣言したり

改造内閣宣言（五月二十一日）

五月リヴォフ内閣か改造せられ社會黨及ひ勞働黨の閣員之に加はりたるも、此内閣も亦斷して露國か單獨媾和を行はさることを聲明し、同月二十八日勞兵會大會も亦單獨媾和反對を決議したり

勞兵會媾和提議（九月四日）

ケレンスキーか第二次内閣を組織せんとするに當り、勞兵會は新内閣を支持すへきことを決議すると同時に、始めて媾和提議をも決議するに至れるか之れ實に勞兵會か表面上に現はれたる媾和主張の第一端緒なりとす

過激派政府宣言（十一月九日）

過激派かケレンスキー内閣を顚覆するや茲に其の政綱の第一に即時民主的一般媾和を提唱すへきことを宣言し首相レニン外相トロツキイの現政府となれり

過激派會議の決議（十一月二十三日）

一　速に媾和談判を締結すること

一　三ケ月間の休戰を締約すること

一　之を交戰各國に提議すること

休戰談判開始（十二月二日）

媾和談判開始（十二月二十二日）

獨外相を議長としブレストリトウスクに於いて媾和交涉開始せらる

第四　最近露國各勢力家の消息

過激派以外勢力家の動靜は殆んど全く不明となれり

例へは前外相ミリユコツフ氏の如きはモスコー地方の資産家なるも現今果して該地方に在るや否や杳として其の消息を聞かす、其他チヘーゼ、ケレンスキー、グチコフ諸氏も行衞不明なり、或は過激派の勢力微弱なる地方に遁走せるやとも想像せらるゝも最近に前藏相シンガレフ氏の如きは露都に於て暗殺せられたるを以て其他の名士も或は中央に僣伏せるやも知れす、要するに彼等は一齊に屛息して徐々に形勢を觀望しつゝあるものゝ如しコルニコフ、カレーヂンの兩將は南方ウクライナ地方に在つて勢力の挽回に努めつゝありとのことなるが最近に至りては同地方も或は過激派優勢となりウクライナ議會（ラーダー）を占領せりとの報あり目下過激派の勢力は尙猖獗を極めつゝあるものゝ如し

第五　地方獨立運動事情

目下獨立又は自治を主張しつゝある地方は左記の如し

一　フインランド

二　バルチツク三州

三　ポウランド（獨逸占領中）

四　ウクライナ（小露西亞）

五　クリミヤ（韃靼人地方）

六　コーカサス

七　中央亞細亞（トルキスタン）

八　シベリヤ

右の内眞に露本國より獨立分離せんと希望せるはフインランドのみにして、其他は本國の政情確定する迄暫らく自治を維持せんと希望するに過ぎざるものゝ如し、但しクリミヤ地方のみは元來土耳其領にして住民は韃靼人なれば露國より分離せん事を欲するならんも人口稀少、勢力微弱なるを以て果して其の目的を達し得へきや疑はしシベリヤ及びトルキスタン地方の住民の多數は大露西亞人（純露西亞人）なる故、一時の獨立自治を煩するのみにて、國情一旦定まらば再び本國と合し、共和國の連邦となるに至らんと論するものありバルチツク三州住民の三割以上は獨逸系統なり又ポーランドは目下獨逸之を占領中、且つ同地の自治は他年の懸案宿題なれは此の機會に於て自治の目的を達すへしフインランドは元來瑞典の領地にして人種は寧ろ東洋人に屬するを以て露本國より分裂することを欲すること前途の如くなるが、最近過激派政府は同地の獨立を祝賀したるを見れば、同派はフインランドの獨立に異議なきものゝ如し

最も重要なるはウクライナ即ち小露西亞なり、元來ウクライナは大露西亞の本土にして、後年大露西亞の爲に凌駕せられ其の覊絆に屬するに至れるものにして歷史的に大露西亞とは不和なり、帝制時代より夙に自治を希望せるが何分ウクライナは露國第一の富源にして其の獨立は本國に對し一大苦痛なりウクライナの住民は人種も言語も露人と著しく相違す、而して人口は露人の八千萬に對し三千萬ありて其勢力堂々たるものあり、ウクライナの文化は古來波蘭を通じて獨逸の影響を受くること甚しき故獨逸の誘惑にして成功せんか或は本國より全然分立するやも知れさるもウクライナの獨立宣言書には全然的獨立を要求せず、單に自治を欲するのみなれば結局露共和國の連邦となるならん乎、且つ其の首府キエフに於ける議會（ラーダー）の如きも最近同地方過激派の手中に落ちたりともいへば目下の處にては必ずしも獨逸の爲に籠絡せられたりとも思はれずと論ずるものあり形勢混沌中去る十月左の講和の外電到著せり向後の形勢寧ろ聯合與國のたゞ其一大不利なるや細論するまでもなしとす

之を要するに露國の國民は上流と下層社會のみにて健全なる中流社會は極めて微弱なり而して上流社會の腐敗と下層社會間を風靡せる社會共産主義とは遂に露國をして到底聯合與國と相共に獨墺に對するの戰意を消滅せしめ戰爭中止の希望は今や全露國の輿論となり而して統一せる新國家の組織は近き將來に之を望む事不可能ならん一言すれば露國の混沌狀態は寧ろ今後數年に亘るの恐れありとす

外電

倫敦電報十日發

獨逸半官報の報する所によれは獨逸とウクライナ議會との間に二月九日講和條約調印せられたり

（因に曰く）若しこの外電にして事實とならんか獨逸、墺匈、南露、及びローマニアとは遂に獨逸の勢力に化し獨逸は食物物資の供給多大の便利を得るに至るへし帝國前途の責任眞に寒心せさるへからさるなり

○副議長（濱田國松君）　吉植庄一郎君。

〔吉植庄一郎君登壇〕

○吉植庄一郎君　諸君は今日の討論に就ては、先刻來最も注意を拂つて諸君の辯論を謹聽致したのであります、吾々は既に豫算案に對して示したる如く、現内閣に對しては全く嚴正中立の態度を執つて居る是を是とし非を非とすると云ふ事の吾々の主張は、豫算案に於て明かに之を示したのである、同時に單り現内閣に對して此方針を持つて居るのみならず、各黨各派に對しても亦此方針獨り現内閣に對して此方針を持つて居るのみならず、各黨各派に對しても亦此方針を執るのである、故に憲政會の諸君の辯論なりと云つても、常に吾々は是々非々の見地より、之を冷靜に判斷せんと欲して居るのであります、併し先刻來段々の御辯論を拜聽致して見ますと、まだ所謂此問題に對する被告側の――政府の答辯を聽かないのでありますからして、政府に如何なる辯明あるやは吾々の關した所でないのでありますが、攻擊する所の、即ち彈劾の理由として辯論せらるゝ所のものは、誠に遺憾ながら、其主旨が徹底を缺いて居るのであります、且つ其材料は甚だ貧弱であるのであります、如何にも大言であり壯語である、併ながら事實は少しも擧げられて無いのであります、殊に吾々は憲政會の諸君の此彈劾案に對する態度に付て甚だ疑があるのであります、元來此の彈劾案の劈頭に書いてある所の文言を見ますると「現内閣の存立は憲政の常道に悖る」と喝破してある、或はさうかも知れない、それは私の關した所でない、併しながら若し現内閣が憲政の常道に悖ると云ふことを、此不信任の第一の理由と若しせらるるならば、諸君が此豫算審査を結了して、豫算の通過したる後に於て此彈劾案を出すと云ふのは、抑々憲政の常道に悖るのでないか、諸君は既に諸君より送られたる所の壇上の人たる關君の如きも、豫算は政府の政策を說明するものである、政府の主張を說明する所の綱領であると言はれた、如何にも其通り――其通り、然らば此豫算案に對して、其國防計畫に贊成し、其教育擴張の計畫に贊成し、其產業の發達の計畫に贊成して豫算案を通過したる後に於て、此案を提出するとは何事でありますか（拍手起る）諸君は第三十八議會に於ても、又第三十九議會に於ても、不信任案を現内閣に對して數々御出しになつて居るが、私之を調べた、第三十八議會に於ても、豫算案の討議に入らざるに先だつて、諸君は内閣不信任案を出して居ら

つしやる、又第三十九議會に於ても同様、豫算案の未だ通過せざるに先だつて、不信任案を出して居る是はさうあるべき筈である、豫算は即ち政府の政策主張を説明する所のものである、是に協贊を與ふると云ふ事は內閣に信任を表するのである、故に內閣を彈劾せんとするならば、此豫算案通過に先だつてしてこそ、即ち憲政の是が常道である(拍手起る)何故に諸君は此睹易き道理を捨てゝ、此豫算の通過した後に於て、討議せらるべき順序を取つたのでありませうか、第一に此點に於て此提出者の眞意如何を疑ふのである、更に此の豫算案に付いて內容を檢するに、諸君が現內閣に對する反對の主張は、其七億の尨大なる豫算の中に於て何所に在るか、一昨日の議場に於ても、同僚齋藤君より指示せられたる如く、事實の、削減は僅に、三百餘萬圓、極めて僅少なる極めて微溫的なる、極めて無意味なる、不徹底なる、削減であるのである、而して僅に諸君の主旨とも認めらるべき所のものは、減債基金の問題唯一あるのみである、此減債基金の問題は、昨年の議會の如く、政府が五千萬圓を飽迄固守すると云ふのであるならば、諸君と根本に於て意見を異にしたものであるが、既に本年度――八年度よりは諸君と同じく、三千萬圓にすると云ふことを既に豫算にまで計上して示した以上は、諸君と現內閣の距離は無い、唯だ僅に一年の差あるのみである、苟も此唯だ僅に一年の差あるのみが、之を以て內閣不信任の根本の理由にはならぬのであります、斯の如き不徹底なる豫算に對して、既に態度を決する能はず、豫算に對して贊成をして、否應なしに退却せしむることが出來る、此場合に諸君は易々と政府案を通過せしめて置いて、さうして後に、此拔殼同様な不信任案を出したと云ふ心情を疑はざるを得ぬのである、殊に此不信任案に付ての諸君の態度は、第一回よりも第二回、第二回よりも第三回になるに從ひ、段々と生溫くなりつつある、第一回の三十八議會に於ける不信任案は「衆議院は現內閣を信任せす」と云ふ總括主義の下に、諸君は綜合的に彈劾案を提出せられた、第三十九議會に於ける時も亦同じ「衆議院は現內閣を信任せす速に處決すへし」と云ふ簡單なる主文の下に、現內閣に綜合的不信任を出した、而して其時には續いて後藤內相の名を署して、此後藤內相の處決を迫つた彈劾案を出した、それであるから先刻同僚の富島君から、此度は後藤さんを御忘れになつたかと言はれた、然るに本年の此案を見ますると、其の二年間――二年間諸君が繼續して出された內閣を信任せずと云ふ文句を取つて仕舞つた、何だ長い文句で頭から尻尾まで讀んで見ても、何所に主意があるか分らぬと云ふやうな決議案になつて居るのはどう云ふ譯であるか、此文句を對照して見ますと、私は皆な持つて居る、凡そ諸君が現內閣に對して信用するしないは、內閣創立の抑々より諸君が唱へた、然らば夫れ以來何等かの政治もしなかつた信任しない內閣ならば、諸君の所謂秕政百出して來る內閣なら、尙ほより善くより強く益々峻烈に此不信任案を總括したる不信任案を出すべき筈である。

〔此時濱田副議長議長席を退き大岡議長復席〕

○吉植庄一郎君　第一回の時に劈頭に出した諸君は何故に本年の議會の劈頭に此不信任案を御出しにならぬのであるか、此態度、此文書に現れた所から考へ、又諸君が此時機を選ぶ所の態度に對しても、諸君が此不信任案に對して、誠實に、全く本氣でやつて居るのであるや否やと云ふことを、國民は疑ふのであらうと思ふ、凡そ人は彈劾せんと欲する者は、滿心の至誠を以てしなければならぬのである、政治に最も老練なる憲政會の諸領袖は何故に此の如き睹易き所の不信任案を、意味薄からしめ、輕からしめ人を疑はしむる如き態度を執つたのであるか、是れ吾々此點に付て疑を挾む所以である、諸君、更に先刻來段々尾崎先生及武富先生の御話を承つて、此不信任案の第一に掲げたる所の問題は、實に私が今論じた如くであるが、之に續いて凡そ此邊が目的であらうと思ふ所を讀んで見ますと、所謂藏相に對する不信任、並に外相に對する不信任、文章が甚だ曲折し居りますが、さうでありませう、先刻來の御演説も、亦主力を此に集中されたやうである、で此點に付て私は、最も之に對する冷靜の批評家である、冷靜に批評を試みやうと思ふのである、屢々豫算總會並に本議場に於ても、憲政會の領袖諸君より現內閣の國防の不徹底を論じ、若くは財政計畫の杜撰孟浪なる事を論ぜられたることは既に申して居る、豫算の財政上の孟浪杜撰と云ふ事、屢々繰返して論ぜられた所の、國防の危險なる事を知りつつ協贊して居るではないか、さうするならば是は諸君の議論は、既に自殺して居るのである、自殺して居るのみならず、諸君が財政上非難する、其論點は何所に在る、曰く意見を二三にする、主張を二三にすると云ふ事が一つ、財政計畫が、大正十年後に改めなければならぬやうな不徹底なものであると云ふ點である、然らば諸君、殊に武富君、武富君の大藏大臣として、大隈內閣に於て爲した所の財政計畫、海軍の擴張の計畫を僅か三年限りの財源を以てして、將來の計畫に對しては、衆議院並に貴族院の追究に會ふて唯だ最善の努力をするのみと言つて遁れたではありませぬか、最善の努力、武富君神に非ず無より生じないそれすらも武富君は議會に強ひたではないか、我を信ぜよ、我が最善の努力を信ぜよと言つて、白紙の豫算を出して、協贊を貴衆兩院に強ひたのを御忘れになつたか、是から見るならば現內閣の財政計畫は假りに諸君の言ふが如く杜撰なりと雖も、諸君の立てた財政計畫よりは、遙に健全なるものと云はなければならぬ、更に又意見を二三にすると云ふのは、是は此議場に於て藏相の言はれたより善き意見があれば、敢て固守せずと言つた、此事であらうと思ふ諸君、之を外の人が論議するならばいざ知らず、賢明なる武富時敏君が之を以て反對するに至つては、吾々實に驚かざるを得ないのである(「何を言つてるか分らぬ」と呼ぶ者あり)御分りにならなければ御話しませう、新しい――極めて新しい事で、武富君は所謂還元の役に於て貴族院の諸將に取圍まれて衆議院の與黨の力に依て無理に通過せしめた所の、諸君の所謂減債基金問題なるものは、此貴族院に於て包圍の裡に陷つた、此時にどう爲さつた、此時には平生英國流の政治家を以て任ずる、豫算に付ては少なくとも貴族院よりは、衆議院を尊重しなければならぬと云ふ主張を持つて居る武富君が、衆議院を通過して行つた時の財政案に對して、貴族院の包圍の中に陷つて、潔く辭職する事を知らずして、却て元老の袖に縋つて、其調停の下に面縛降を乞ふた事を御忘れになつたか、(「顏色なし」と呼ぶ者あり拍手起る)是れ衆議院の財政協贊權に對する所の大なる惡例を、武富君自ら造つて、貴族院に面縛降を乞ふた人が、玆に衆議院に向つて、現政府が妥協するは非なりと云ふ、是に至つて我何の意たるを解す事が出來ないのである(「それは本當の事でない」と呼ふ者あり)是が本當の理由でないと云ふならば諸君は天下を欺くものである(「默れ」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君)　靜肅に……

○吉植庄一郎君　更に尾崎君は頻りに非立憲、若くは現內閣の政策に見るものがないと言ふ、政綱を二三にすると云ふ、併ながら是も外交上に於ける問題は、努めて愼重にしたいと私は思ふ、憲政會の領袖たる尾崎君は、今日此席に於ても、屢々吾々が意外に感ずる所の言葉を繰返されて居る(「ひや〳〵」)玆に私の記憶を申して見るならば、日英同盟には現內閣が措置が惡いので「ひび」が入つて居るではないか、之を屢々繰返された、又「アルサス、ローレン」の恢復、是れは反對せざるを得ぬと仰つしやつた(「のう〳〵」「誤解して居る」と呼ふ者あり)又唯今も浦鹽に英吉利の軍艦の行つた事に付て、望月君より言はれたが、尾崎君は最も之に力を入れて論ぜられて居る又支那に對して、現內閣は頻りに南を壓し北を援けて居る、是は事實である、斯の如き言論を弄される、外交上の問題を、公開の席に於て輕々しく言辭を弄する事を愼しまなければならぬと云ふ事は、無論諸君も御承知の事である、政府が答辯することを憚るべき性質、又聽くことを憚かるべき性質の問題は、苟も臺閣に列して責任を知らるる尾崎君は、最も能く知つて居る筈である、諸君の外交上の失敗、此大失敗は第三十七議會に於て、秘密會に於て曝露せられたではないか、併ながら此秘密會に於ける內容は、今尙依然として秘密である、私は之を知つても――傍聽して居つても、未だ曾て之を口外したことはない、要するに支那に對する現內閣の施設に、多少の諸君の意に滿たざる所ありとしても、若し意の滿たない所があると云へば、其原因は誰がしたのであるか、之を能く諸君が御考になつて見たならば、即ち支那に對する秘密會に於て、現內閣に曝露せられたる所の其跡始末をするが爲に、現內閣が所謂補塡修正に維れ日も足らぬのである(拍手起る)即ち諸君の尻拭をして居るのである、其責任は諸君が負はなければならぬではないか、現內閣を責める前に、先づ自ら天下に謝して然るべきである、殊に武富君は斯樣な事を言はれて居る、此場の景氣を見るに、一人も現內閣に贊成する者は無い、唯だ時局重大なるが故に、政爭を滋くして時局に害を與ふる事を恐るると云ふ意味に於て、陰忍自重して居る丈であると言はれた、是は多くの御話に付て吾々

は反對する者であるけれども、此言葉は其通りであらうと思ふ、諸君、併ながらです、現內閣存立の意味は、此外に今一つ有ることを御忘れになつてはいかぬのであります、武富君の側からは、是は言ひたうないのでありませう、併ながら現內閣――所謂諸君の以て非立憲と稱する此官僚內閣の由て生じて來た原因に遡つたならば、憲政內閣、即ち大隈內閣の非行、惡政、此跡始末をすると云ふことが、現內閣の現出したる所の一大原因ではないか(拍手起る)而して今尙ほ現內閣の秕政――內政及外政の兩方面に於て、熱心に此秕政の矯正をして居るのである、(拍手起る)若し現內閣が前內閣の秕政の掃除が了へて仕舞つたならば、或は現內閣存在の一半の理由を失ふかも知れない、併ながら諸君の內閣のした不都合なる事柄の掃除が、未だ出來上つて居らぬ間に於ては、現內閣存在の理由はちやんと殘つて居るのである(「何の掃除をするのだ」「馬鹿な事を言ふな」と呼ふ者あり)諸君、論より證據ではないか、又諸君の內閣が殘した事柄に因て、現に一昨日の豫算會議に於て露はれたる製鐵所鋼塊の拂下事件の如き即ち其一である(拍手起る)諸君、是が若し現內閣でなく大隈內閣が存續して居つたならば、此三萬噸をまだ出來もしない會社に賣つたであらう、さうして日本國中の實業家が最も必要としたる鋼塊鋼片三萬噸全部を、憲政會或一派の者が之を壟斷したであらう(「何を言ふ」「違つて居る」「馬鹿言ふな」と呼ふ者あり喧騷甚し)是は現內閣の農相が在ればこそ、此非行を訐いて以て之を直さんとして居るまだ是れ許りではない(評言多く喧囂を極む)百五十萬圓の金を何かに使つて仕舞つた、それは言はぬ方か貴下方の御爲であらう(「言へ〳〵」「生意氣言ふな」と呼ふ者あり議場喧騷)鴨綠江の採木公司の事件だ(拍手起る)それは諸君の領袖に聽き給へ――領袖に聽き給へ、議場に於て是れ以上の事は多く言ひたくない、分らなければ諸君の領袖に聽き給へ、此百五十萬圓を或富豪の手より取つて、而して之をどうしたか(「事實を言へ」と呼ふ者あり)現內閣は今議に之を監視して居る、此事件も遠からず諸君の前に爆發せらるる時があると云ふことを覺悟しなければならぬ(拍手起る)斯の如くまだ大隈內閣の秕政は、一年半位で容易に矯正し得られぬのである(拍手起る)現內閣の如き畸形的の內閣――諸君の好まざる所の內閣が存在して居るのは、諸君自ら播いた所の種子が生えたのである、故に現內閣を責めんと欲するならば、憲政會を解散してから出直して御出なさい(拍手起る「顏色なし」「旨い〳〵」と呼ふ者あり)殊に斯の如き分り切つた、如何に憲政會に人無しと雖も(「無禮な事を言ふな」「多士濟々だ」と呼ふ者あり)如何にも多士濟々である、多士濟々たる、憲政會の諸君が、貴族院に向つて面縛降を乞ふた所の最近の事實を忘れた如き顏をして衆議院に對して適當なる所の讓歩をした藏相を責め自分の外交問題に付ては、完膚なきまで秘密會に於てやり付けられて殆ど(「どつちがやつ付けられた」と呼ふ者あり喧囂甚し)殆ど今日に於て顏色無くて居る、それを忘れて其跡始末をして居る外交に彼此れを云ふ(「生意氣を云ふな」と呼ふ者あり)丁度此彈劾案を讀んで見ると、全部を通じて憲政會自らを彈劾する所の案である、選ぶべき問題もあらうに、諸君が道理有るもう少し、筋の立つたる天下の同情を受けられるやうな問題を選んで來たならば、幾分かは諸君の議論に吾々は公平に贊成するのである(拍手起る)併ながら斯の如き遣方で諸君が纔に此案を出せば足ると云ふが如きは、本員が前に言ふた通り、諸君の態度を疑ふ、諸君の心事を疑ふと云ふたのは此處だ、此頃斯樣な噂がある、憲政會は現在の苦境に沈淪して、如何にして之を切脫けんかと云ふ事に、餘程頭腦を惱めて居らるるやに聞いて同情に禁へぬ(「馬鹿を云ふな」と呼ふ者あり)如何にもさうでありませうそれで擧國一致內閣を造り、其一角に割込んで、以て運命轉換の途と做さんとするのである(拍手起る)成程是は(「陋劣な事を云ふな」と呼ふ者あり)成程噂丈であると思つて私は信じなかつたけれども、先刻尾崎君の此壇上に於ける言論の中に、端なくも天下の人材才能を集めたる所の內閣を造つてと云ふ此一言は、即ち此噂に裏書をする所の確かなものであると思ふ(拍手起る)諸君、成程他人心有り我之を忖度す況や之を言論に發するに於ておや、尾崎君の言はれた即ち憲政會の苦境を脫するが爲に(「のう〳〵」議場騷然)擧國一致內閣の獻立は諸君としては妙計であるかも知れない、聞くところに依れば既に諸君の手には內閣の役割迄も御製造になつて居るやに聞いて居る(拍手起る)片岡君などは今度は大藏大臣に御爲りになるさうである(拍手笑聲起る)併しながら(「君は何になる」と呼ふ者あり)諸君に取つては是れが最上の智惠であるかも知れないけれども、是れは丁度諸君が身の程知らずして現內閣を攻擊すると同じく、誰か敢て諸君の道伴れになる者がありますか、貴下方の總指揮官たる加藤子爵が、擧國一致の外交を爲さむがために現內閣が外交調査會を設けた、此の場合に於いて劈頭に此の調査會に入ることを拒絕して、擧國一致の外交の出來ないやうにした本尊ではないか――大本尊ではないか(拍手起る)其の者が手の裏反す如く、自分の內閣――擧國一致の內閣を拵へて其の一員に割込まんと言ひ出す者もあるまいか、言ひ出したところで誰か之を容れんや、そんな愚な者はまだ日本に一人も居ない諸君、斯の如き愚劣なる、不徹底なる――諸君は能く現內閣に向つて不徹底とか、明瞭を缺くとか、無責任なりとか云ふ、此諸君が既に豫算案を通過させたる後に於て、內閣彈劾案を出すのは、差引零にする作戰である、是が即ち差引零だ、昨日は內閣の信任を表し、今日は內閣の不信任案を出す、若し突發した事件があつたならば、諸君の議論は立つ、突發事件に依らずして、內閣の生命たる豫算案を易々と通過させて置いて(「易々ではないぞ」と呼ふ者あり)而して其後に內閣不信任案を出すと云ふのは、諸君が「プラス、マイナス」である、此作戰をやつたのは、諸君が擧國一致內閣をやるが爲に、有ゆる方面に於て、其表面のみ所謂外硬內柔、表面のみ强さうなことを言うて、裏面に於ては天下の有ゆる方面に愛嬌を振蒔いて、以て其非望を遂げんとするものである、心忙しき春の山風と云ふ歌があるが、吹かずとも花は散る時が來れば、散るものである、何故心急いで吹く風であるか、諸君、眞に現內閣の一日も早く其存在の意味を失つて、憲政の常道に依る所の內閣の現出を望むならば、諸君の如きは大に考慮しなければならぬのである、諸君の如き未だ生々しい碍惡ではない、創痍滿身、猶ほ其矢を被ること蝟毛の如き諸君である、其口より現內閣の非行を訐くとか、訐かぬとか云ふやうなことは言はれないことである、是即ち先刻僚友の小久保君、其他の諸君から繰返された如く、現內閣に對して不信任案を出すのは、現內閣信任の決議を事實に於いてするやうになるではないか、さう云ふことを承知して居りながら、屢々之を繰返し、而して屢々繰返すに從つて明瞭なる意思を缺いて來る、不徹底になつて來る、さうして其態度まで疑はしむるに至つては成程斯の如き惡劣なる、愚劣なる政黨が在る間は超然內閣が必要なりと云ふ、此藉口の口實を得せしむる上に於ても、諸君は憲政の賊である、恐らく諸君の今日の態度は、超然主義を執る人々をして、官僚主義の人々をして、常に好個の辭柄となつて、彼等の如き自分の非は棚に上げ、自分のした事は總て忘れた顏をして居る、實に無責任極まるものである、斯樣な者に國政を委ねることは出來ない、故に吾々が出るのであると言つて、此超然內閣が屢々出て來る、此藉口にいつでも使はれるのである、それを知るならば少しく身の程を顧みて、斯の如き案は速に撤廢するのが相當であると思ふのである(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 今井嘉幸君。

〔法學博士今井嘉幸君登壇〕

○法學博士今井嘉幸君 私は極めて簡單に贊成の趣旨を述べやうと思ひます、唯今聽いて居りますると憲政會內閣に對する色々の攻擊を致しましたが、是は問題外の事でありますから、さう云ふ問題には簡單にする趣旨から觸れないで、唯だ現內閣に對する反對の趣旨を即ち此不信任案に對する贊成の趣旨を簡單に述べやうと存ずるのである、現內閣が成立した當時に於きまして、日本國民殆と全部の頭に斯う云ふ考が起つたであらうと思ふ、此內閣は其成立に於て極めて非立憲のものである、非立憲のものであるけれども、今日の時局は非常な辣腕を有して居る所の人物を要する時期であるから、今回の內閣に立つて居る所の諸公は、一見頗る辣腕を有して居る、非常なる腕を有して居るやうに見える、故に暫く其時期を延引して其爲す所に任せやう、斯う云ふやうな考が國民一般の間に宿つて居つたらうと思ひます而して今日の時期は、斯の如き大に腕を揮ふべき所の時期である、即ち彼の南洋に於ける所の澤山の領土と云ふものは、之に向つて日本の腕を用ゆべき餘地が非常にある、それから又支那に對してはどうであるかと云ふと、從來は歐米諸國と共に事をやらねばならなかつたのが、今日は殆ど日本の獨舞臺でやれるやうになつた、)それから又彼の露領に對してはどうであるかと云ふと、露領の其地圖の色と云ふものは、日本に對しては曾て恐怖の原因となつたもの

であるが、然るに今日は腕を用ゆれば、如何なる事も出來ると云ふ狀態である、然るに斯樣なるものに對して、果して何事をやつたか（「簡單々々」と呼ぶ者あり）彼の大隈內閣に於きましては、其施設に於ては色々非難があります、私も其一々に對して贊成を表するものではありませぬが、併し兎も角も大隈內閣が努力奮鬪した迹は、歷々として見ることが出來るのである、（「のう〳〵」と呼ぶ者あり）先づ彼の日獨戰爭をやつたのは、兎も角も大なる活動である、それから又支那に對して、日支交涉と云ふことをやつたのは、是も批評はあるけれども、兎も角も大なる活動と見なければならない、それから又最後に袁世凱に對する所の遣方即ち袁征伐と云ふことに對して好意を表したと云ふ遣方は、兎も角も批評があるか知れないが、併し努力奮鬪したと云ふ其迹は歷々として見られるではないかと思ふ、然るに現內閣は果して何事を爲したか、今までの間に之に匹敵すべき事を何事を爲したか、殆ど見ることが出來ないのである、全然無能であると云ふことを、此點に於て言はなければならぬのである、唯だ玆に一つ稍々ちよつかいを入れた事がある、それは何であるかと云へば、支那に對する遣方である、他の歐米諸國とか、南洋とか、或は沿海洲と云ふやうなものに對しては、何事もやらぬが、唯だ支那に對してはちよつかいを入れた迹を見ることが出來る、けれども其入れた所のちよつかいと云ふものは、實に飛んでもない所の方針を執つて居る、即ちそれはどう云ふ方針を執つて居るかと云へば、彼の支那に對して腐敗したる所の官僚、言ひ換へれば賣國奴と云ふ者をして、勝利を占めるやうに後援をして居る、即ち段祺瑞の後援をやつて居るのである、（「もう止せ〳〵」と呼ぶ者あり）是は正義人道の上から見て、非常に攻擊すべき所のものである、兎に角此議場に於て正義人道と云ふことを申しますと、止せとか何とか云ふことを申しますけれども、英國の議會等に於ては彼の、阿片戰爭の時でも、長髮賊の時でも、正義人道と云ふやうな事が、常に問題の眼目になつて居たのである、日本の議會に於て、正義人道の聲を聽くことの出來ないのを遺憾とするのであります、即ち正義人道と云ふ上から考へて見て、斯の如く國を滅ほさうとする官僚、腐敗して居る賣國奴を對手にして、それに後援をすると云ふことは非常に間違つた事である、而してそれのみならず、彼の段一派が後日日本の後援に依て、假りに勝利を占めたと假定したならば、其結果はどうであるかと云ふと今日こそ彼等は日本に對して媚を呈して居るけれども、戰後に於ては日本に尻を向けることは瞭々たるものである、それは彼等の元祖である、袁世凱がやつた所の遣方である、即ち段祺瑞一人の勢力ではない、袁の時に於ても、袁ばかりの勢力ではない、袁世凱の周圍を繞つて居る官僚の勢力である、袁は滅びたが、其腐敗したる官僚は、其儘段祺瑞に移轉して居るのである、彼等の遣方は唯だ其利に走り、唯だ其威壓に恐るゝと云ふことのみである、日本に對して媚を呈して居るのは、其威壓に恐れ、其利に走つて居るに過ぎない、戰後には必ずや他の歐米諸國の爲すが儘に委して、日本に對しては尻を向けると云ふことは、是れは瞭々として火を睹るより明かな事であらうと考へるのである（拍手起る「青二才生意氣を言ふな」と呼ぶ者あり）而して斯の如き事をやるに付きましても、果して日本は主動として——他の國を憚らず主動としてやつたかと云ふと、其遣り方は全く他の尻馬に乘り、或は御先棒に使はれると云ふやうなことで終つて居るのである、即ち第一參戰問題はどうであつたか、彼の參戰問題の如きものは斯う云ふ事が起らなければ、支那の出來事は殆ど日本獨りで解決出來たのである、然るに參戰問題を起したものであるからして支那の事を處理するには日本獨りでは出來ない他の國と一緒にやらなければならないと云ふやうな狀態に至つたのである、即ちそれは全く英國の尻馬に乘つてやつたものと言はなければならぬ、而して其參戰問題の結果と云ふものは今日どうなつて居るかと云ふと歐米に對して何事もやつて居りはしない、支那は歐米に對して參戰して居るかと云へば、參戰の迹と云ふものは一つもありはしないのである、唯だ支那の出來事を日本獨りでやる事が出來ない、歐羅巴諸國の共同の處理に委任すと云ふ結果に終つて仕舞つたに過ぎないのである、それから其次に起つた所の關稅問題の如きものも、矢張さうである、即ち是は今日歐米諸國が支那に於て（「簡單」と呼ぶ者あり）貿易と云ふものは殆ど無い唯だ日本のみが支那に對して貿易をやつて居る、其貿易に於て、日本に十分なる所の發展を爲さしめないやうに、關稅の引上をすると云ふのが其關稅問題の根據である、而して今日はどうなつて居るかと云ふと、支那は此關稅問題の利率を定めるのに、今日の戰時の相場、非常に物價の騰つた所の戰時の相場で以て、之を定めやうと云ふやうなことを主張して居る、而して（「簡單々々」と呼ぶ者あり）

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○法學博士今井嘉幸君　歐米諸國は之に對して贊成をして居る、日本獨りがそれに對して、反對をすると云ふやうな狀況に陷つて居る、それから最近に起つた所の彼の大達公司の出來事の如きものはどうであるか、即ち彼の支那が捕獲した所の十何艘の船と云ふものは、初めは其大達公司と云ふものを拵へて其大達公司から日本全部が——日本の會社全部が之を引受けると云ふことになつて居つたのに（「止せ止せ」と呼ぶ者あり）偶々彼の林公使は英國公使の一喝に依つて之が縮み上つて、さうして其船を日本のみが取らずに、他の國にも分配しなければならぬやうな事になつて來たのである、即ち支那の外交と云ふものは、日本獨りでやつて——日本が先に立つてやつて居るかと云ふと、決してさうではない、他國の尻馬に乘り、御先棒に使はれて居ると云ふやうな狀態になつて居るのである（「君が御先棒に使はれて居るのだ」と呼ぶ者あり）さう云ふやうな此內閣——さう云ふやうな此外交の方針をやる所の此內閣が、果して戰後の經營と云ふものが出來ますか、歐洲の講和會議に出す所の使節を何人にするかと云ふ其人の人選さへも出來ないのである、到底吾々は此戰後の經營、講和會議に臨む所の其策を、此內閣に委することは出來ないのであります、故に此意味に於て私は、此の內閣に對して不信任案を提出したものに贊成をする者である（拍手起り「もう宜しい分つた」と呼ぶ者あり）最後に（「もう宜いよ」と呼ぶ者あり）政友會の諸君に一言致します、（「無用々々」と呼ぶ者あり）

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○法學博士今井嘉幸君　政友會の諸君に一言致しまするが、（「何を言ふのだ」と呼ぶ者あり）諸君等の態度は非常に不眞面目である、極めて不眞面目である（「何が不眞面目だ」「何を言ふのだ」と呼ぶ者あり議場騷然）例へば此內閣不信任案であると云ふならば、非常なる眞面目なる態度を以て是に見えなければならぬ、然るに此內閣の不信任案に對するものに對して說明なし——反對論を唱へられる所の人と云ふものは、首領自ら之に當らなければならぬのである（「何を言ふのだ」と呼ぶ者あり議場騷然）

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○法學博士今井嘉幸君　それから國民黨の人にどうであるかと云ふと、斯う云ふ問題に對しては、首領自ら是に出で當らなければならぬのである、然るに憲政會が誠意を盡して之に當つて居るに拘らず、政友會並に國民黨と云ふものは、首領自ら此問題に對して當つて居らない、斯う云ふやうな不眞面目な者には、到底此天下の政治を託することが出來ぬと思ふ故に、願くはもう少し眞面目なる態度を執られて此憲政の爲に盡されむことを希望する（拍手起り「何が不眞面目だ」と呼ぶ者あり）

○議長（大岡育造君）　前川虎造君——軈て六時に近つきますから、時間の延長を致します、即ち本案の討議を終るまで延長を致します。

〔前川虎造君登壇〕

〔拍手起る〕

○前川虎造君　私は今此問題になつて居る決議案には、反對の意を表する者であります、此決議案の趣意から云ひますと、「現內閣の存立は憲政の常道に悖り天下の人心を繫くに足らす」と云ふ文句がある此點に至つては吾々も異論は無いのである、憲政の常道に——初めから常道ではないのである、常道ではないが爲に、一たびは此內閣に向つて、吾々も憲政會の諸君と共に不信任案を提出したのであります、併ながら（「外交調査會の一員に取られたが故に」と呼ぶ者あり）無論さうであります——無論さうであります、吾々が一番不安心に感じたのは外交の一事である、然るに其外交に對して（「連帶責任」と呼ぶ者あり）吾々の信ずる他の色々な樞密院あたりの方面から人を集めて、外交には力を特に集めて相談をして當ると云ふ一つの機關が出來たのである、先程から諸君等の議論を承れば、此外交の內部の事が分らないから、外務大臣に言へ〳〵と云ふことを御請求になつて居る所が外交の事は、左樣に輕々しく言ふべきものではない、又言へば其事が行はれることが出來ないのである、恰も敵に向つて作戰計畫を先づ豫め通知するのと同じ事である、斯樣な馬鹿な事は外交で出來る筈はない（「其通り」と呼ぶ者あり）故に憲政會の諸君にして、此外交の成行を知らんと

欲する者があるならば、何故に君等の總裁加藤高明男爵は（笑聲起る）此外交調査會に入らなかつたのでありますか（拍手起る）吾々は外交調査會を通じて現れる政策に就ては、男らしく責任を持つと云ふことを天下に宣言して居るのである、居ると同時に今如何なる外交はどう云ふ方面に向つて進行して居ると云ふことは、吾々には朧氣ながら分るのである分ると同時に又一種の安心も出來るのである、諸君はまるで闇の中に居るやうな考をして居つて、さうして外務大臣が事細かに說明せぬから、外交は不安心である、是れは怪しからぬ外交であると云ふ攻擊は、甚だ吾々の感心しない所である、殊に武富君や尾崎君が、もう少し此の內容に就て反對すべき事實を御擧げになることゝ吾々は期待して居つたのである、所が唯だ尾崎君の如きは、周知の事實である、公然の事實である、――是は何事であるか、公然の事實と云ふ斷定は尾崎君一人なさるのであらう、少くも憲政會の黨員以外の者が、公然の事實であるとか周知の事實であるとか云ふ事は何の事であるか吾々は一向其事柄が分らぬ、嘗て此事に付ては、少し諸君に既往に遡つて御話する事があるのであります、夫はどう云ふ事であるかと云ふと大正四年の六月四日に、此議場に於て諸君の戴いて居る內閣に向つて、吾々が不信任案を提出したことがある（「何を言ふ」と呼ふ者あり）其不信任案は矢張對支交涉の事を誤つたから、此內閣に外交を託することが出來ないと云ふ趣意で、彈劾案を提出したのである、其當時大隈內閣の失敗、此失敗はどう云ふ事から來て居るかと云ふと、此對支外交、爲さぬでも宜いのに二十一箇條を突然淸國に注文をして――要求をして、而も其要求が仕舞まで徹底したか、おまけに出兵までして――出兵までして、さうして一月の十八日に支那へ通牒をして、それから二月の三日に始めて支那と交涉を開いて、それから四月二十六日には、一旦要求したものを改めて更に出して居る、それから更に又最後の通牒なるものを發した、其最後の通牒の間にはどう云ふ事情が伏在して居つたか、一旦要求したものを中頃で引込めて、有耶無耶に此問題を置いたのである、殊に最も日支の關係をして險惡ならしめた原因は何である、二十一箇條中の第五項にある警察權――警察權、顧問の傭聘、軍器の同盟、此三箇條は最も此二十一箇條中の重要なる案件であつた其重要なる案件を仕舞にはどうした（「やめて吳れ」と呼ふ者あり）此案件を出した爲に、諸君、其當時最後通牒を發した九月五日――九月五日と云ふものに對しては、支那人はどう云ふ感想を持つたか、九月五日は國辱記念日、國恥記念日である、おまけに救國貯金と云ふ形となつて現れて、日支の親善を確に害した（拍手起る）吾々は此事實を擧げて政府に迫つたのである、諸君の今度の此案に如何なる內容がある、全然內容も無くて、唯だ周知の事實である公知の事實である、外務大臣が質問したけれども答辯せぬ、怪からぬ大臣である、左樣な事が彈劾の趣意になるか、殊に又此內閣に向つて豫算案に同意したのが不埒である、それは何事であるか、此內閣の性質が固よりさうである、衆議院に一人の與黨を持たない內閣である、其內閣が自分で立てた案を完全に通すと云ふことが始めから自惚が強い、故に當局者として相當な計畫は立てなければならぬが、衆議院の多數の容れなんだ時は、相當の處置を執ることは、初めから內閣の成立がさう出來て居るのであります、何も怪しむに足らぬ、併し諸君、內閣は非立憲である、甚だ不都合な內閣である假りに諸君の言ふ通りに前提をして、此內閣を倒してどう云ふものを諸君は御造になる考であるか、憲政會の總裁加藤君が御遣りになる積りであるか、又先程から頻りに外交通を振廻された望月小太郎君が遣られるのであるか、吾々は此千載一遇の時機に於て、同じ事を繰返し〳〵何遍もする煩に堪へないのである、實に煩に堪へざるのみならず、斯樣な事をして居る暇か無い憲政會の諸君は餘り氣にし給ふな何も君達が騷いで、其騷いだ結果がどの位國家に利益を與へるかと云ふことを少し御考になつたら宜からう（「君の演說がどの位國家に利益を與へるか」と呼ふ者あり）斯ふ云ふ事は姑く措いて、君等の提出せられた案、大分先刻から立代り入代り色々御演說があつたが其御演說の中に、成程是は外務大臣の著しき失政であると云ふやうな事が認めらるゝものが無いのではないかそれで殊に諸君等が最も考へなければならぬ事は諸君等が蒔いた種が、支那にどの位蔓つて居つたかと云ふことである、諸君の內閣がやつた所の此惡き種が、どの位支那內地に蔓つて居つたか、此後掃除と云ふことに付ても、多大の努力を要すると云ふことは明かである、それで吾々は絕對に此內閣と云ふものを信する者ではない、併ながら外交の上に於ては相當の機關を有ち、外交の中の事が分るやうに出來て居るのである、故に吾々は外交は或る程度までは安心して然るべしと考へて居るのである、憲政會の人達は先程から聽いて見れば、尾崎君などは、西比利亞が非常に危なくなつて居る、南滿が非常に――都合に依て彼處で飛行機などを組立ての日本へ襲來して來るから分らぬ、其言語の外には、西比利亞出兵と云ふことがあるでありませうか、西比利亞出兵、斯樣な事が出來るか、能く冷靜に考へて見るが宜い、又外交の事はどう云ふ事である、外交の事は對手仕事である、此方ばかりで決めても、向ふが應じて吳れなければ出來ない、故に出來るべき因緣と出來るべき關係を豫め拵へて、而して後でなければ出來ないと云ふ事は、突然出した二十一案、此重要なるものが、悉く憲政會內閣大隈內閣が失敗したに徵しても明かでないか、それから又歐羅巴の講和の時にどうだの斯うだのと云ふ事を言はれるけれども講和などゝ云ふことは、望月君が一人で御心配にならないでも、日本國民――日本國民許りでなく、世界列國の國民は此講和の多大なる考を致して居る、望月君一個の講話問題ではありませぬ、日本獨りの講和の問題ではありませぬ、又諸君達は詰らぬ事をやると言はるゝが、大隈內閣が何より其立場に居る此戰爭の初に於て支那に還付すべき目的を以て、靑島を日本に渡せと云ふ要求を誰かしたのであるか、是は餘計な事ではないか、獨逸から取つた上は、日本が渡さうと渡すまいと此方の考一つだ、豫め先方へ俺の方は取るのではない、支那へ還してやるのだからと云ふ、餘計な事を附けなくても宜いではないか、是はどう云ふ關係から起つて居るかと云へば當時の此開戰戰爭の初に於て、大隈內閣か唯だ狼狽へ騷いでやつた爲に、左樣な結果を來たし、其禍根が今日に遺つて色々な關係を生じ來つて居ると云ふ事實になつて居るのである、故に左樣な杜撰な內容を以て內閣不信任をやると云ふことは御止めになつて復た時節があつたならば憲政會の諸君が望月小太郎君を外務大臣に戴き、加藤高明男を總理に戴く時期が來るかも知れないけれども遺憾ながら今日では、吾々は左樣な諸君の野心ある所の此案に同意することは出來ないのであります、是丈一言申上げて反對の意思を表明致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 寺內總理大臣。

〔國務大臣伯爵寺內正毅君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（伯爵寺內正毅君） 諸君（「朗讀はいかぬ」と呼ひ發言する者多し）

○議長（大岡育造君） 靜肅に……

○國務大臣（伯爵寺內正毅君） 諸君、本大臣は此機會に於きまして諸君の御省慮を煩はしたいと思ひます、現內閣は成立當時より以來曠古の時局に際しまして、國運の伸暢を圖らんが爲に、至誠大政輔弼の任に膺りまして、憲政の正道を履みまして（「のうのう」と呼ふ者あり）內治外交（「のう〳〵」「默つて聽け」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 靜肅に……

○國務大臣（伯爵寺內正毅君） 內治外交の事に從ひつゝある次第でございます（「のう〳〵」「まあ聽いて見給へ」と呼ふ者あり）どうぞ政府の言ふ事も御聽き下さるやうに願ひます（「間違つて居る」「謹聽」と呼ひ其他發言する者多し）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

○國務大臣（伯爵寺內正毅君） 殊に刻下の時局に處する最大要務は、國防の充實に在る事を考へまして之に關する提案を爲しました（「不徹底の提案」「默つて聽いて居れ」「不眞面目な奴」と呼ふ者あり）幸にして政府の提案は既に多數諸君の贊同を得ました次第でありまして（「條件付」「大修正」「默つて聽け」と呼ふ者あり）是で政府の希望して居る所の國防の充實も實行が出來る積りであります（「不見識」「默れ」と呼ふ者あり）國防の計畫の實行の出來ると云ふことは、國家の爲に誠に慶賀すべき事であらうと思ふ、（「のう〳〵」と呼ふ者あり）さうして此本日の憲政會諸君の御議論を承りますると、（「税制整理はどうした」「默れ〳〵」「靜肅に聽くの雅量なきや」と呼ふ者あり）此決議案に關する御意見を承りますると曲解――曲解（「のう〳〵」）に非ざれば誤解（「のう〳〵」）に囚はれたる所の（「のう〳〵」「默つて聽け」其他發言する者多し）

○議長（大岡育造君） 靜肅に……

○國務大臣（伯爵寺內正毅君） 意見が多くありますので、總て否定せざるを得ざる所以であります（「のう〳〵」と呼ふ者あり）凡そ國政を審議するに方りましては、互に和衷交讓することは、立憲政治の常

道でありまして、之に依て國運の伸暢を期することが出來ると云ふことを確信致して居るのであります（「降伏と妥協に逹ふ」と呼ふ者あり）言ふ事を御聽き下さい（「默つて聽け」「しつかり言へ」其他發言する者多し）

○議長（大岡育造君） もう少し評語を御愼みなさい（「ひや／＼」「不眞面目は政友會側であります」「のう／＼」發言する者多し）

○議長（大岡育造君） 加藤君、御愼みなさい。

○國務大臣（伯爵寺內正毅君） 私は茲に此機會に於て一言所信を申述べて、此壇を降るのであります。

○岩崎勳君 議長。

○議長（大岡育造君） 岩崎勳君。

○岩崎勳君 討論終結の動議を提出致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 岩崎君から討論終結の動議が出ました、正規の贊成がありますか。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 討論終結に贊成諸君の起立を求めます。

起立者　多數

○議長（大岡育造君） 多數――仍て討論は終結になりました、是より本案に付て採決を致します、其方法は記名投票を用ひます――贊成の諸君は御手許の白い名刺、反對の諸君は靑い名刺を御持參になることが必要であります――閉鎖――指名點呼。

〔書記官氏名を點呼す〕

○議長（大岡育造君） 投票漏はありませぬか――投票漏は無いと認めます――閉鎖――開匣を命じます

〔書記官投票の數を計算す〕

○議長（大岡育造君） 投票の結果を書記官長より報告致します。

〔寺田書記官長朗讀〕

投票總數　三百五十八
可とする者　白票　百十七
否とする者　靑票　二百四十一

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 仍て本案は否決になりました（拍手起る）

決議案を可とする議員の氏名左の如し

井原百介君　井島茂作君
磯貝浩君　今村七平君
石田孝吉君　井戸文四郎君
石川又八君　井原喜代太郎君
岩佐善太郎君　橋本喜造君
原脩次郎君　牛谷清爵君
早速整爾君　西英太郎君
本田恒之君　本間三郎君
戸井嘉作君　富田幸次郎君
大森與三次君　大竹貫一君
大津淳一郎君　尾崎行雄君
岡部次郎君　小山東助君
奧田柳藏君　岡崎運兵衞君
亘理胤正君　片岡直溫君
川崎安之助君　片木政治郎君
唐端清太郎君　加藤政之助君
河野正義君　川村惇君
川崎克君　加藤定吉君
河西豐太郎君　河野廣中君
川村精之君　加治壽衞吉君
河波荒次郎君　横山勝太郎君
横田孝史君　横山金太郎君
頼母木桂吉君　高木正年君
田中萬逸君　竹村良貞君
高田耘平君　田中善立君
武市彰一君　武富時敏君
添田飛雄太郎君　長島律太郎君
永田吉右衞門君　紫安新九郎君
村松龜一郎君　鵜澤宇八君
上村耕作君　上島長久君
臼田久內君　野村嘉六君
黑須龍太郎君　久須美東馬君
山口俊一君　山田正年君
山道襄一君　山田珠一君
正木照藏君　牧口義矩君
松岡勝太郎君　町田忠治君
古屋慶隆君　降旗元太郎君
藤澤幾之輔君　小泉又次郎君
小寺謙吉君　小林嘉平治君
小西和君　小池仁郎君
護得久朝惟君　綾部惣兵衞君
淺野順平君　安達謙藏君
齋藤隆夫君　櫻井庄平君
坂口仁一郎君　棚瀨軍之佐君
齋藤宇一郎君　櫻井兵五郎君
佐々木正藏君　菊池良一君
行德健男君　三木武吉君
三隅哲雄君　箕浦勝人君
島田三郎君　下岡忠治君
柴四朗君　樋口秀雄君
平島松尾君　平山岩彥君
森田茂君　森秀次君
望月小太郎君　關和知君
仙石貢君　鈴木久次郎君
鈴置倉次郎君　杉山東太郎君
鈴木富士彌君　今井嘉幸君
橋本太吉君　花井卓藏君
小川寅六君　押川方義君
吉田羊治郎君

決議案を否とする議員の氏名左の如し

磯部尚君　井坂光暉君
今井今助君　岩崎勳君
井上敬之助君　岩崎總十郎君
石射文五郎君　伊東重君
池田龜治君　一宮房次郎君
井島義雄君　鳩山一郎君
秦豐助君　生原忠右衞門君
八田宗吉君　原敬君
板東勘五郎君　林毅陸君
原田十衞君　萩亮君
林爲良君　西村正則君
西村種禮君　堀切善兵衞君
戸狩權之助君　戸水寬人君
友枝梅次郎君　床次竹二郎君
陣軍吉君　長田桃藏君
小山田信藏君　尾見濱五郎君
小山溫君　奧村三樹之助君
小川平吉君　小田切磐太郎君
大石五郎君　奧田龜造君
小川藏次郎君　岡崎邦輔君
岡田榮君　奧田榮之進君
若尾幾造君　渡邊陳平君
渡邊祐策君　粕谷義三君
河上哲太君　川原茂輔君
神川長久君　吉植庄一郎君
横田千之助君　米田穰君
吉原正隆君　田邊熊一君
高橋光威君　高島[illegible]作君
田村順之助君　[illegible]正雄君
高岡唯一郎君　高橋嘉太郎君
高橋辰二君　田中隆三君
高橋本吉君　高見之通君
竹內明太郎君　坪田十郎君
土谷全次君　土屋清三郎君
頭本元貞君　恒松隆慶君
根本正君　中倉萬次郎君
中村喜平君　鳴海文四郎君
中橋德五郎君　中村啓次郎君
成田榮信君　中野寅次郎君
南里琢一君　長峰與一君
中西六三郎君　村野常右衞門君
武藤金吉君　漆昌巖君
鵜澤總明君　上野松次郎君
牛田唯一君　上埜安太郎君
則元由庸君　野村治三郎君
野田卯太郎君　工藤善助君
工藤卓爾君　熊谷直太君
熊谷五右衞門君　藏內次郎作君
山本悌二郎君　八木逸郎君
柳原九兵衞君　山內範造君
山口恒太郎君　前田米藏君
牧山耕藏君　丸山豐治郎君
丸山嵯峨一郎君　松浦五兵衞君
政尾藤吉君　松田源治君
氣賀勘重君　福井三郎君
古谷久綱君　藤野正年君
小久保喜七君　小林源藏君
兒玉亮太郎君　兒玉好熊君
遠藤良吉君　江藤哲藏君
寺田省歸君　秋本喜七君
赤尾彥作君　秋山金也君
天春文衞君　阿部德三郎君
阿部武智雄君　赤間嘉之吉君
東武君　指田義雄君
齋藤安雄君　齋藤珪次君
齋藤[illegible]雄君　佐々木文一君
澤來太郎君　齋藤紀一君
榊田清兵衞君　木村政次郎君

宮本逸三君　三輪市太郎君
南澤宇忠治君　三土忠造君
清水市太郎君　島田俊雄君
白石直治君　志々目藤彥君
廣岡宇一郎君　西田鋭吉君
廣瀨鎭之君　百瀨清治君
望月圭介君　毛里保太郎君
森田正路君　元田肇君
關矢儀八郎君　清嵜太郎君
鈴木錠藏君　諏訪部庄左衞門君
菅野傳右衞門君　隅田豐吉君
今村勤三君　伊東知也君
犬養毅君　犬飼源太郎君
濱田國松君　西村丹治郎君
堀川美哉君　土井權大君
大口喜六君　大堀孝君
渡邊昭君　神谷卓男君
川口木七郎君　柏原文太郎君
高木益太郎君　高松正道君
高戸郁三君　中川幸太郎君
中山梅治郎君　植原悅二郎君
野添宗三君　野口孝治君
牧野鐵九郎君　前川虎造君
藤井善助君　古島一雄君
近藤達兒君　小橋藻三衞君
有森新吉君　白河次郎君
望月長夫君　關直彥君
鈴木梅四郎君　石川玄三君
飯田精一君　林平四郎君
堀尾茂助君　富島暢夫君
小川鄉太郎君　大林森次郎君
尾崎敬義君　若尾璋八君
金杉英五郎君　金澤仁作君
河野廣志君　河崎助太郎君
我如古樂一郎君　吉村鐵之助君
横井寬四郎君　吉田中君
吉田三郎右衞門君　田島達策君
津田毅一君　佃安之丞君
津末良介君　中川隣之輔君
中村靜興君　上田彌兵衞君
山根正次君　松木剛吉君
松本誠之君　松井文太郎君
松島肇君　松田三德君
松永安左衞門君　松浦與三郎君
福田辰五郎君　古川清君
兒玉右二君　越山太刀三郎君
近藤慶一君　秋田寅之介君
秋田清君　坂本金彌君
佐々木平次郎君　北田豐三郎君
北井波治目君　木下謙次郎君
美濃輪謙彥君　平田健太郎君
石原正太郎君　尾崎元次郎君
關原彌里君

○議長(大岡育造君)　是にて本日は散會。

午後六時三十四分散會

○大正七年二月十六日(土曜日)

午後一時十八分開議

議事日程　第十一號

第一　戰時船舶管理令(承諾を求むる件)　(委員長報告)

第二　醫師法中改正法律案(八木逸郞君外十四名提出)　第一讀會

第三　郡制中改正法律案(橫山金太郞君提出)　第一讀會

第四　刑法中改正法律案(赤尾彥作君提出)　第一讀會

第五　爆發物取締罰則廢止法律案(磯部尙君外五名提出)　第一讀會

第六　私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案(有森新吉君外一名提出)　第一讀會

第七　家祿賞典祿處分に關する法律案(川原茂輔君外十六名提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第八　沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案(川原茂輔君外十六名提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第九　優良職工表彰に關する建議案(成田榮信君提出)

第十　鐵道建設に關する建議案(根本正君外五名提出)

第十一　警察官年功加俸令制定に關する建議案(松本誠之君提出)

第十二　野岩羽鐵道建設に關する建議案(八田宗吉君外六名提出)

第十三　東方調査局設置に關する建議案(伊東知也君提出)　(委員長報告)

○議長(大岡育造君)　諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一政府より提出せられたる議案左の如し

有價證券割賦販賣業法案

一議員より提出せられたる議案左の如し

壹岐對馬本土間交通運輸の設備に關する建議案

提出者　牧山耕藏君　秋田寅之介君
松永安左衞門君

人權保護に關する法律案

提出者　高木益太郞君

刑事訴訟法中改正法律案

提出者　高木益太郞君

重要物產同業組合法中改正法律案

提出者　土井權大君　中川幸太郞君

物價調節に關する建議案

提出者　村松恒一郞君

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

外國語學校校名存續に關する質問主意書

提出者　川崎克君

〔左の報告は朗讀を經ざるも參照のため茲に揭載す〕

一去十四日議長に於て選定したる委員左の如し

地租變更免租年期に關する法律案

寺田省歸君　東武君
秋本喜七君　工藤卓爾君
小池仁郞君　西英太郞君
高田耘平君　北井波治目君
高戸郁三君
小林源藏君　松浦五兵衞君
島田俊雄君　小田切磐太郞君
鈴木錠藏君　八田宗吉君
秋本喜七君　山田珠一君
荒川五郞君　石川又八君
樋口秀雄君　村松龜一郞君
紫安新九郞君　石川玄三君
松田三德君　高木益太郞君
中川幸太郞君

舊韓國貨幣の處分に關する法律案

坪田十郞君　三輪市太郞君
牧山耕藏君　柳原九兵衞君
山道襄一君　護得久朝惟君
上村耕作君　小川鄉太郞君
近藤達兒君

一去十五日地租變更免租年期に關する法律案委員秋本喜七君辭任に付其補闕として西村正則君を市町村立小學校敎員俸給國庫負擔法案委員渡邊祐策君辭任に付其補闕として諏訪部庄左衞門君を、徵兵令中改正法律案森田正路君辭任に付其補闕として友枝梅治郞君を孰も議長に於て選定せり

一去十五日委員長及理事互選の結果左の如し

地租變更免租年期に關する法律案委員會

委員長　寺田省歸君

理事　北井波治目君

徵兵令中改正法律案委員會

委員長　高木益太郞君

理事　八田宗吉君　石川玄三君

舊韓國貨幣の處分に關する法律案委員會

委員長　坪田十郞君

理事　小川鄉太郞君

一去十四日衆議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の如く變更せり

二百六十四番　岡田榮君

三百四十二番　岡辰喜君

○議長(大岡育造君)　是より會議を開きます、隅田豐吉より病氣に付今十六日より向ふ八日間請暇の申出があります、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　異議なしと認めます、仍て許可することに決します――日程一、戰時船舶管理令を議題と致します――委員長鵜澤總明君。

第一　戰時船舶管理令(承諾を求むる件)

(委員長報告)

〔法學博士鵜澤總明君登壇〕〔拍手起る〕

○法學博士鵜澤總明君　戰時船舶管理令の委員會の經過及結果の報告を致します、此案に就きましては委員會を開くこと六回であります、而して此の大部分は質問の爲に時間を費しまして、十分の質問討議を經たのであります、而して此委員會は、本案に對しましては承諾を與ふべきもの、斯う云ふことに多數を以て決しましたのであります、今委員會の質問應答の概略を說明致しますれば、此船舶管理令は、

此段の戰爭の爲に生じたる、一つの緊急勅令と申しても差支ないのでありまするが、御承知の如く、此戰爭の段々年月を經過すると共に、船舶の必要を感ずることが段々強くなりまして、物資、食料、兵器等の運搬に伴ひまして、船舶は聯合國相互の間、並に一國內に於ける最も重要なる財產であり、又最も重要なる機關となつたのであります、然る所從來船舶の所有者に於きましては、必ずしも此國際的の關係、或は國內的の實情と云ふことに顧慮する必要がありませぬからして、自由に處分をし、自由に製造をし、或は自由に、或は命令に依つて航行致して居つたのでありまするけれども此の場合に於いて船政統一の問題と云ふものが起つて參りまして、遂に此の管理令を見ることに至つたのであります、隨て此の委員會に於ける質問も、それから討議も、大體此事實に基いて起つたやうに考へらるゝのであります先づ此委員會に於ける質問と致しましては、實質の方面と法律の方面との二つに別れまして、實質の方面に於きましては、近海の航路を自由ならしむる餘地はないかどうか、小形の船舶に對する制限を撤廢することは出來ないかどうか、それからして此管理令の第五條、第六條、第七條と云ふもの、是等の實際適用に關する所の質問、それから航路補助を尙ほ繼續する必要があるかどうか、戰時船舶管理官制第九條の評議員と云ふものは、どう云ふやうに働いて居るか、斯う云ふやうな點が質問の主なるものでございまして、其中に於て管理令の第三條の制限に關するものは、一番質問の焦點となつたのであります是は總て事實の問題でございますが、法律上の質問と致しましては、憲法第八條に違反をして居るものではないか、斯う云ふやうな點、それからして商法第六百十四條との關係を政府は顧慮したのであるかどうか、詰まり此商法の第六百十四條に依りますると、法令の規定に依り、或は此不可抗力に依て航海を續くることの出來ないと云ふやうな場合には、傭船者に對しまして解約の權を與へて居りまするから、此船舶管理令と云ふ緊急勅令の結果と致しまして、此商法第六百十四條との關係はどうであるか、斯う云ふやうなことの質問が起つたのであります、それから最後に此の罰則——罰則の點が大分管理令にあるのでござりまするが、遞信大臣の說明に依れば、第一條からして第七條位までが此管理令の主眼であるが、それより以下の規定は、補助規定であると云ふやうに說明せられましたけれども、それ以下の規定は補助規定どころではない、實は此船舶を運用する極めて重大なる罰則になつて居るのであります、然る所、此罰則に於ては、大體處罰せらるゝ者が、多くは株式會社と云ふやうな會社に關係を致して居りまするので、法人處罰に關する法令とどう云ふやうな關係を持つかと云ふやうな點が、質問の主なるものでありました、斯樣に或は事實の上より、或は法律の上より質問應答がございまして、最後に第三條の適用に關しまして、政府に於ては、更に此簡易の手續を執るやうなことを實行する意思があるかどうか、即ち近海の航路に於て、例へば蘇士以東の航路に於ては、此第三條の運用に付きまして、簡便の方法を執ることが出來るかどうか、斯う云ふことを本員より質問を致しました所が、之に對しまして內田政府委員から答辯がございまして、此事は速記錄に載つて居りまするけれども、一應此處で繰返して讀んで見たいと思ふのであります「蘇士以東の航海に於て、之に從事致しまする船舶は、法令の範圍內に於きまして、簡易の方法を執つて許可する手續を執ることは差支ないと思ひます、又其船舶が既に許可を得て居りまする、それを取消された場合には格別でありまするが、許可を得ました期間內には別に航海の都度々々に屆出る必要が無いとか、或は航海中多少の變更を致すやうな場合がありましても便宜電報を以て申請致しますれば、成るべく迅速に其許可を與へると云ふやうな手續は、是は政府に於きましても、其便宜を與へることは少しも差支ない事であらうと存じまするので、是丈を明かに御答致して置きます」斯う云ふことになつて居りまして、此點に對しましては、更に討論の時に於て野添君からも質問がありまするし、正木君等からも質問がござりましたが、政府に於きましては、同じく此點に對して簡便の方法を執る、大に簡易の方法を執ると斯う云ふことを明言致したのであります、其結果色色討論の末に、本案は承諾を與ふべきものである、斯う云ふやうに決したのであります、之に對しまして反對の意見として、或は法律上の見地より、或は事實上の見地より色々議論がござりましたが、是は少數意見と云ふことの申出にはなつて居りまするけれども、唯だ緊急勅令に對して承諾を與ふべきや、或は之を否決すべきやと云ふことに對する否決の意見でござりまするから、要するに是は反對論なりと考へまするので、其意味を以て爰に報告を致します

（拍手起る）

○法學博士花井卓藏君　議長。

○議長（大岡育造君）　花井卓藏君。

○法學博士花井卓藏君　二三點質問致して見たいと思ひます。

○議長（大岡育造君）　一寸質問の通告がありますから、其次に願ひたい。

○法學博士花井卓藏君　さうですか。

○正木照藏君　議長。

○議長（大岡育造君）　正木君……

○正木照藏君　少數意見を報告致します。

○議長（大岡育造君）　少數意見の報告を此際に許します、其次に質問を許します。

〔正木照藏君登壇〕〔拍手起る〕

○正木照藏君　委員會の少數意見を報告仕りますでございます、私共少數委員は、本案に對し承諾を與ふべからず斯う云ふ意見を有する者でございます今日の時局に付きまして日本の船舶に對し相當の檢束を加へ置くと云ふ事は必要と考へまするから本案の御趣旨には異存がございませぬ唯だ當業者の利害と我國の航權の發展とに鑑み、之が運用上に緩和の途を付けて置きたい其必要があると考へます事が一つ今一つは評議員、此本令の運用に付きまして、評議に與かる所の評議員の權限を明かに致して置きたいと云ふことが一つ、もう一つは此附則でございます、效力、例へば此處にございます通りに、講和談判調印の日から一箇年間有効とすると本案に書いてございますけれどもそれには及ばない、斯う云ふ三點の修正を加へたいと云ふ、斯う云ふ意見を持つて居りまするけれども御承知の通り本案は修正を許さぬ事になつて居りますから、已むを得ず一旦本案は否決致し置きまして、直ちに之に對して、前申す修正の意見を加へた法律案を提出致したいと云ふ考でございます、單簡に申しますれば、第三條の原文に「日本船舶ハ政府ノ命令又ハ遞信大臣ノ許可アリタル場合ヲ除クノ外外國諸港間ノ航行ニノミ從事スル事ヲ得ス」斯う書いてある下へ持つて行つて「但シ坡西喜望峯以東太平洋及濠洲方面ノ諸港間ニ航行スルモノハ此限ニ在ラス」斯う云ふ除外例を附けて置きたいそれから第十二條の下に一項を加へて「第十三條遞信大臣カ左ニ揭クル事項ヲ爲ス場合ニハ船舶管理評議會ノ議決ヲ要ス一、第五條ノ規定ニ依ル航路ノ指定ニ關スル事項、二、第六條ノ規定ニ依ル運賃ノ制限ニ關スル事項、三、第七條ノ規定ニ依ル收用使用供用ニ關スル事項、四、船舶管理ニ關シ重要ナル事項 船舶管理評議會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム、前項評議會員ニ命セラルヘキ官吏ノ數ハ總數ノ三分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス」……

〔「承諾案の性質を知らぬ」「それは何だ」「何の報告をするのだ」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　正木君、此場合は修正が出來ないものでありますから……

○正木照藏君　承知致しました、斯う云ふやうな趣意を以て別案を出したいと云ふ考から、本案を否決せむとするものであります、今申した附則の一箇年も是も止めまして、直ぐ講和談判調約の日から効力を失ふ、斯う云ふことにする考であります、是が私共の少數意見でありますから、どうぞ御贊成あらむことを希望致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　橫山勝太郎君。

〔橫山勝太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○橫山勝太郎君　大體の質問は委員會に於て之を盡したのであります、委員會に於きまして幾ら質問を致しましてもどうしても田遞信大臣の答辯に於ては其要領を得ない點が澤山ございますが、其一二點に付て、更に本會の席で、責任ある國務大臣の答辯を得たいと考へます、私の質問せむと致しまする事項は、事本案の提出に關する責任に付て質問を致したいと考へるのであります、御承知の如く本會議の冒頭に於きまして、正木照藏君より致しまして、緊急勅令の原案が九月七日及九月九日、九月三十一日の三回に亘りまして、是が日本の新聞紙上に現れたと云ふ事柄は甚だ不都合である、斯う云ふ意味の質問があつたのでございます、で此事柄は申す迄もなく甚だ重大な事柄でございまして、吾々の信ずる所に依りますれば、此一事現內閣の諸公は、宜しく其責任を取らるゝ必要があると考ふるのであります、而して此事項に付きまして、委員會に於て數次質問を致しました所が、田遞信大臣は、東京の新聞及び神戶の新聞に此原案が現れたと云ふ事柄は甚だ恐縮の

次第である、當大臣も甚だ驚いた次第である、此故に官紀上の手續を致しまして相當の官吏に戒告を加へて置きました斯う云ふ事柄であります、で相當の官吏とは何を指すものであるかと云ふ事柄に付きまして私は詳細に承つたのでありますが、遞信大臣の御答は管船局長に當ると云ふ事であります、管船局長は何が故に其責任者であるかと申しますれば、書類を保管する責任があるからして此原案が世の中に漏れた以上は、此書類の保管者を以て責任者と視る斯う云ふ事柄であります、それで吾々の意見に依りますと此書類其物を保管するのは、或は管船局長の責任であつたかも存じませぬが官紀の上から申しますれば、決して管船局長のみが責任者とは云へないのであります、其事柄は豫算委員會の筆記を御覽下さりますれば、其大概は載つて居りますから詳しくは申上げませぬが、要するに緊急勅令は、御承知の如く內閣の閣議に上つたものであると云ふ事柄は、是に疑なき事實であります、閣議に上つたものでございます以上は、內閣官制、內閣所屬職員官制、此二つの法律規則に依りまして內閣書記官長、若くは其他の書記官、其他の參事官、斯樣な人々亦官紀上の責任を負はねばならぬことに法律上なつて居ります、然るに此の人々に對しては何等の戒飭を加へず何等の懲戒も加へて居らぬのでございます、唯だ漫然と管船局長なる者に戒告を加へて置いた斯う云ふ御話であります、而して所謂戒告戒飭なるものは、如何なるものであるかと云ふ事柄を研究致して見ますれば、それは日本の法令の中に、何ものも規定してございませぬ、全く行政官が、其行政廳部內に於ける一つの手加減たるに過ぎぬのであります、御承知の如く官吏服務規律の第四條に依りますれば「官吏ハ己ノ職務ニ關スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス」それから第五條には「官吏ハ私ニ職務上未發ノ文書ヲ關係人ニ漏示スルコトヲ禁ス」とある、斯うございまするからして、若し緊急勅令の審議若くは原案に關與致しましたる官吏か、之を外部に漏洩したと云ふことでありますれば、正しく其官吏は、官吏服務規律の第四條若くは第五條に違背して居ると云ふことは、申すまでもない事柄であります、既に官吏服務規律に違背して居る者でございますれば、文官懲戒令の規定かございまする以上は、之に依て嚴重なる懲戒をしなければならぬと私は考へるのであります文官懲戒令には、皆樣も御承知の如く、免官、減俸譴責、此三つがあります、此三つが外に致しましては、文官懲戒令の第一條に依りまして「官吏ハ本令ニ依ルニ非サレハ懲戒ヲ受クルコトナシ」と規定してございまするからして、是れ以外の懲戒を加ふると云ふことは、如何に上長官が其威力を逞しうしても、法律上出來ない事柄であります（拍手起る）然るに田遞信大臣は、現に自分の部下の行政官が此祕密を漏洩したと云ふことを認めて居りながら單に法律の認めざる戒告と云ふことを爲して置いたと、斯う御話になる丈でありまして、毫も文官懲戒令に依る免官、減俸、譴責等の嚴重なる懲戒を施されぬと云ふ事柄は、官紀上の責任ありと云ふ事柄を自認致して居りながら、其當然爲すべき懲戒の處分を御執りにならぬと云ふ事柄は、此重大なる緊急勅令其ものゝ發布に關する手續上、甚だ私は遺憾に堪へない次第であります（拍手する者あり）此點に付て私は更に總理大臣に御伺したいと思ひますが、甚だ不熱心なる總理大臣は出席を致されませぬ、此故に更に田遞信大臣に御聽をするのでありますが、戒飭と云ふことは、文官懲戒令若くは官吏服務規律に照しまして、果して如何なる性質を持つて居るものであるか、之を御說明を願ひたいのであります、緊急勅令の如き重大なる法令の原案が外部に漏れた際に、單に其書類を保管するに過ぎない一管船局長を、具體の知れない、法律の明文にない戒告と云ふことを與へたに依て、それで行政官の任務が盡されて居ると信じて居られるのでありますかどうか、それを詳細に承りたいのであります（拍手起る）私は先刻來申上げました如く、若し眞に主任官を罰すると云ふことでありまするならば、內閣官制及內閣所屬職員官制等を御參酌の上で、もう少し大きな官吏を幾らでも罰する方法があると考へるのであります、所が其方は何等の處置を施さないで、置いて、唯だ漫然一管船局長のみに對して戒飭なる手續を以て、吾々國民の代表者を誤魔化し去らんとするは、甚だ不當であると私は存じます（拍手起る）此故に若し戒告は私の申上げまする如く、甚だ不都合であるからして更に文官懲戒令に依て懲戒を加ふると云ふ意思でありまするならば、其懲戒なるものは、如何なる時期に於て如何なる官吏に對して之を加へんとするのでありまするか、是非是は嚴重に加へて戴かなければなりませぬから、此席で責任を以て明瞭に御答を願ひたいと考へます、それから第二に御尋致したいのは、總理大臣の御出席のないことを甚だ遺憾に存じまするが、是は總理大臣が本會の席に於きまして、甚だ聞捨てならぬ言語を弄して居られまするからして、其事柄を御聽したいのであります、御承知の如く、本管理令が初めて本會の席に上りました時分に正木君の御質問に對して、寺內總理大臣は斯樣に答辯になつて居ります、簡單でありますから一讀を致します、總理大臣の御答辯の中に「唯今の正木君の御尋に對して私より御返答致します、固より公文の漏洩と云ふ事は、若し官吏の扱ふ場合、漏らすと云ふことは官紀に背く譯で、さう云ふ事があると、是が明かになれば、無論相當の處分をすべきものである、又其他の方面に於ても、之を扱ふ上に於て漏らしたと云ふ事があれば、何人と雖も其責任を取らなければならぬ、其責罰を受けなければならぬ、是は當然である、併ながら政府は今に其調査はして居りますが、此當時に漏した者は今に分りませぬ、分らぬ故に今何たる處分の執り方もないのであります、恰も自分の家に泥棒か入つて分らぬ時に、其主人を罰する譯には行かない、斯う云ふ譯であります、今後に於て若し其證跡があれば、其時は處分を怠らぬ積りであります」斯う云ふことになつて居ります、之に付て私は是非質問をして、さうして御答辯を促したいと思ひますのは、元來泥棒と云ふ事柄は、寺內總理大臣が此席で仰せになりましたからして私も申すのでありますが、斯う云ふ不謹愼の言語は、此神聖なる議會に於て、私は爲すべきものでないと考へて居るのであります、寺內總理大臣が、紳士としても、軍人としても、行政各部の長官としても、國務大臣としても、如何なる資格に於ても、斯樣な公開致しました神聖の公堂に於て、斷じて使用すべき言語に非ずと私は確信するのであります（拍手起る）寺內總理大臣は、斯樣な泥棒などゝ云ふやうな言葉を以て、吾々國民の代表者にきつく御當りになりまするが、貴族院若くは樞密院に參つても、斯う云ふ言葉を彼は使ひ得るのでありませうか、私は斷じて御使ひになる勇氣はあるまいと考へます（拍手起る）それを貴族院に於ても樞密院に於ても使ひ得ない言語を以て、吾々國民の代表者に對すると云ふことは甚だ私は寺內總理大臣の、紳士として、軍人として品格其ものを疑はざるを得ぬのであります（拍手起る「馬鹿を言ふな」と呼ふ者あり）此故に泥棒云々と云ふ事柄は、私は取消して戴きたいと思ひますが唯今御不在でありますからそれも出來ますまい（「馬鹿を言ふな」「泥棒なんと言つたのは誰ですか」と呼ふ者あり）夫故に此泥棒云々と云ふ事柄の寺內總理大臣の說明を、此處で能く分解して考へて見ますると恰も自分の家に泥棒が入つて分らぬ時に其主人を罪する譯には行かないから、自分には責任がないと云ふ意味に、御答辯になつて居るのだらうと考へます然らば寺內總理大臣の御考では、若し日本政府の金庫に在りました金錢若くは有價證券と云ふものが紛失した場合に、若し犯人が擧らなかつたならば、犯人が擧らないからして、矢張國務大臣若くは行政各部の官吏は、責任がないと云ふ事に御答辯になるのでありませうか、私は左樣な論理はないと思ひます、此故に私は本日總理大臣が居られませぬから更に遞信大臣の明確なる御答辯を煩したいのであります、遞信大臣御記憶であります如く、委員會の席に於てゞす、遞信大臣は既に官紀上の責任ある事を御認めになつて不十分ながら自己の部下の管船局長に對しては、戒飭を加へたと云ふことを仰せになりました、而して國務大臣としての責任は、どうであるかと云ふ事を御尋したのであります、官吏が書類を預つて居つて其書類が漏れたからして、其官紀上の責任を御糺しになると云ふ事は、暫く遞信大臣の仰せの如くと致しまして、然らば國務大臣としての責任はどうか、之を私は伺ひたいのであります（「大隈內閣は毎度やつた」と呼ふ者あり）御承知の如く遞信大臣は、國務大臣として、事大小輕重となく責任あると云ふことを言はれました、唯今御記憶がありませう、而して此の國務大臣の政治上の責任は、上　天皇陛下に對して如何なる處置を執るかと云ふことは今此席で言明する必要はないと仰せになつて居ります此故に私の聽かんと欲する所は委員會の席に於きまして（「東京市會と間違つてはいけませぬ」と呼ふ者あり）天皇陛下に對して執るべき國務大臣の處置は唯今言明する必要はないと仰せになりましたが然らば本會の席に於て、遞信大臣は如何なる辯明になるのでありますか、委員會の席で言明する必要はないかも知れませぬが、既に遞信大臣は委員會の席に

於て、帝國議會に對しても、國務大臣に責任ありと仰せになつて居る、上御一人に對しても責任ありと仰せになつて居る、然らば　上御一人に對する緊急勅令の原案の選擇問題に對して、如何なる責任を何時御取りになるのでありますか、私は之を切に聽かんとするのであります、是丈を申して置きます。

〔國務大臣男爵田健治郎君登壇〕

〔「簡單に願ひます」と呼ぶ者あり〕

○國務大臣(男爵田健治郎君)　横山君の御尋に對して御答致しますが、唯今の御尋は、殘らず委員會で御尋になつた通りを繰返して御尋になつたのであります、私は委員會でそれに對して一々御答をして居るのでありまして、是は速記錄にもありますから、御覽下さいますれば分りますので、更に繰返すことは致しませぬ(「委員會に傍聽人は居りませぬ」と呼ぶ者あり、笑聲起る)詰まり懲戒處分を──戒飭を加へたと云ふが、懲戒處分の中には戒飭と云ふ事はないが如何、斯う云ふ御尋でございます、是は戒飭と云ふことは、固より懲戒處分の中にございませぬ併ながら官紀上に於て懲戒を加ふるに至らぬものは訓告をすると云ふことは、是は歷代の官紀上の內規になつて、即ち行ひ來つて居るのであります、私は戒飭を加へたと云ふのは、訓告を加へたと云ふ事實を言ふのでありますから、左樣御承知を願ひたい、是が第一の御答、それから第二の、總理大臣が分らぬと言はれた、怪しからぬ、斯う云ふ事でありますが是は分らぬのであります、矢張今に搜査して居りますけれども分りませぬ、分れば無論大に嚴重なる處分をする積りでありますが、分らぬから仕方がない、此點は總理大臣に向つて尋ねられたのが、何人が漏したか、斯う云ふ御尋であつたが故に、分らぬから仕方がないと言はれたのである、でありますから今でも分つたならば、相當嚴重の處分を加へると云ふ積りを無論持つて居るのであります、それから國務大臣の　陛下に對する責任、斯う云ふ事の御尋もあつたのであります、是は勿論事の大小輕重を論ぜず、國務大臣は　陛下に對して全責任を帶びて居るのであります、併し其責任を如何に取ると云ふ事は、御答するの限りでないと申上げたのでありますから、左樣御承知を願ひます。

○横山勝太郎君　議長──甚だ簡單ですから一言丈申して置きます、唯今私の質問致しました中に、詳しく申上げなかつたから徹底しなかつたかも知れませぬが、私の唯今質問したのは今一點あります。

○議長(大岡育造君)　簡單に願ひます。

○横山勝太郎君　一月二十八日の委員會の席上に於て、遞信大臣は斯樣に仰せになつて居ります、議會に對しては國務大臣は責任を持つて居りますと御答辯になつて居ります、私は茲に　上御一人に對して遞信大臣其他國務大臣は責任を持つて居らるゝかと云ふ事を御尋したのでありましたが、此一月二十八日の委員會で仰せになりましたには、議會に對して國務大臣は責任を持つて居ると、斯う御答辯になつて居るのであります、此公開せられたる帝國議會の──衆議院に對して如何なる責任を御持ちになる御考でありますか、之を御答辯を願ひます。

〔「無用々々」「答辯の必要なし」と呼ぶ者あり〕

〔國務大臣男爵田健治郎君登壇〕

○國務大臣(男爵田健治郎君)　上御一人に對して責任を持つことは、憲法上に於て、議會に對して責任を持つと云ふ意味に當るのでありますから、左樣御承知を願ひます。

○野村嘉六君　議長。

○議長(大岡育造君)　野村君、何ですか。

○野村嘉六君　私は總理大臣首め各國務大臣の御出席を求めます、其理由は、本案の緊急勅令の事後承諾で重大の案でありまして、各大臣共連署されて居る、故に此際は當然總理大臣首め各大臣が出席して此議事に干與されるのが當然と信ずるのであります(「ひや〳〵」と呼ぶ者あり)仍て此事を院議を以て請求するのであります、殊に總理大臣の先日の比喩の中に、主客顚倒した觀念を明言されたのであります、總理大臣として、所謂被害者の地位に在るが如き語氣を以て、自分には責任がないと言はれた、斯の如き事は總理大臣として、實に主客顚倒、責任の觀念の錯誤を來して居りはせぬかと云ふ事を私は疑ふのであります、それでありますから是非共總理大臣を首め、各國務大臣の御出席を院議を以て請求する次第であります(「贊成々々」の聲起る)

○議長(大岡育造君)　野村君より總理大臣首め各大臣の出席を求むるの動議が出ました、之に贊成の諸君の起立を求めます。

起立者　少數

○議長(大岡育造君)　少數──否決──花井卓藏君

〔法學博士花井卓藏君登壇〕

○法學博士花井卓藏君　緊急勅令に關する政府の態度並に責任觀念、是は歷代の內閣必ずしも一樣に出て居りませぬ、例へば山縣內閣、それと系統を同じうする內閣、又伊藤內閣それと系統を同じうする內閣、常に同樣の結論を事實の上に於て見て居りませぬのであります、而して議會の有する立法上の權利の消長に關する最も大切なる事項に係るのであります、偶々本案戰時船舶管理令の承諾を求むるの案を見るに至りましたから、此機會に於て緊急勅令に對する今の內閣の態度並に責任觀念を承り置きたいと思ふのであります、第一の質問であります、憲法第八條に依りて發せらるる所の非常命令、是は憲法第五條の除外例を爲すものでございまして、帝國議會は此除外例を事後に於て檢査すべき唯一の監督機關なりと信じて居ります、或は監督權利者なりと强く申した方が宜いかと存じて居ります、此見地より致しまして、第一の質問が起るのであります、理由書は甚だ簡單でございますが、用意は周到でありまず、到れり盡せりの用意を以て理由書は認めてあります、前段には「戰局ノ倍々擴大スルニ伴ヒ外ハ共同籌畫ノ便宜ヲ進メ內ハ產業運輸ノ調節ヲ圖ル爲帝國憲法第八條第一項ニ依リ本勅令公布セラレタリ」是が前段、後段には「而シテ本勅令ハ將來尙其效力ヲ有セシムル必要アリ依テ帝國憲法第八條第二項ニ命スル所ニ從ヒ帝國議會ノ承諾ヲ求ムル爲茲ニ之ヲ提出ス」斯う認めてあります、此用例は決して無いとは申さぬのであります、この用例はあるので有りますが此の用例は有りますが、この用例の甚く所の憲法上の見解──第八條の見解は、歷代の內閣必ずしも同一の所見を有しては居らぬやうに私は感じて居るのである、唯今讀上げました中に於いて、後段に屬する分「本勅令ハ將來尙其ノ效力ヲ有セシムル必要アリ」この一句にはなにが含まれて居るか、隱約の間、憲法第八條第二項の解釋を──二項と云ふよりは、寧ろ憲法第八條一項二項を通じての解釋を、ある一派の說に合致せしめんとせらるる趣旨ではあるまいか、即ち政府は緊急勅令をもつて、帝國議會の協贊に依らずして、獨立して立法行爲を爲し得べき變例立法權と解釋せられて居るのであるまいか、果してさう云ふ解釋でありませうか、從て將來に向つて効力を有せしむるの必要なきに於いては、承諾を求むるの要なしと云ふ議會の解釋したるが如き意見を執つて居られるのであるか、[illegible]である、將來に向つて效力を有せしむるの要あり、故に承諾を求む、將來に向つて効力を有せしむる必要なし、故に承諾を求めず、斯う云ふ解釋を御執りになつて居るのであるか、此點が本員の承はらんと欲する所であります、吾々の解釋、否、衆議院多數の解釋は、是は伊藤公の憲法義解に說かるゝ所と殆ど異らないのであります、即ち立法權の効用は憲法第五條に依るべきが正則である、第八條に依るのは即ち第五條の例外である、或場合に於て、或必要上政府責を負うて此例外的立法を爲すのである、爲すことを許すのであると云ふのが、衆議院從來の見る所と私は信じて居りまして而して憲法義解の著者の意見も其樣になつて居るのであります、決して或場合に於ける政府が帝國議會の協贊を經ずして、獨立して爲し得べき變例立法權なりとは認めて居らぬのであります、或場合に於きまして、或必要上、政府が責を負うて例外的立法を爲すと云ふことは憲法八條之を許す、併ながら憲法第五條の例外行爲なるが故に、立法協贊の權を有する帝國議會開會の曉に於て承諾を求むるの精神は、憲法の第八條二項の認むる所のものと解せなければならぬと思ふのでありまず、即ち責任解除──責任解除を議會に求めねければならぬものと信じて居るのであります、責任解除即ち或意味に於て大臣問責の規定なりと私は信じて居る、文理上斯の如く解釋するの至當なるのみならず、此說に反對すべき形式的の議論を容るるの餘地ありと致しましても、憲法の精神解釋として、又政治問題として、自ら變例立法行爲を爲せしことの當否を議會に問ふと云ふ事柄は、立憲政治家の憲法に對する德義的觀念と致しましては、爲さざるべからざる趣旨のものではあるまいかと私は信じて居るのであります、純然たる大臣問責の規定と見るべきものであると私は深く信じて居ります、政府は國家非常事變に應ずる爲に、正則立法の條規に依り難き事情は勿論あるのでございますから、國務大臣は其責任を以て、必要なる處分として緊急勅令を公布する勿論當然の事である、而して議會開かるゝに及んで責任解除を求むる、此趣旨に於て憲法第八條第二項は、國務大臣の承諾を求むる案として、議會に責任解除を求むべく要求して居るのではあるまいかと私

は信じて居る、此趣旨に於きまして、理由書の後段にございまする「將來尙其效力を有せしむる必要あり故に提出す」と云ふことに私は疑を懷く、勿論此內閣許りではないのであります、此文例は勿論あるのでございますから、是が初めての例と私は申すのではない、何れの內閣に向ひましても、緊急勅令に關する憲法的責任觀念は正しうして置きたいと思ひますから、之を御伺ひするのであります、即ち獨立せる變例立法權、議會の協贊を要せざる獨立せる變例立法權なりと認むるや否や、理由書の示せる如く將來に向つて效力を有せしむるの必要の爲のみに承諾を求むるの趣旨なりや否や、適切に言へば、責任解除主義に非ずして、議會の協贊を要せざる單なる政府權力の立法行爲と解釋せらるゝや否やと云ふことを第一に伺ひたい、第二の質問は、本令の內容は總て立法事項――總てと言つては語弊がありますが概ね立法事項であります、所有權の制限若くは侵害有り、所有權は無限の權利ではございませぬけれども、憲法上不可侵權の重なるものである、或は營業並に契約自由の制限有り、或は罰則の規定有り、是は委員會に於て爭はれたさうでございますけれども決して憲法第九條に據るべき性質のものではござりませぬ、全く第八條に據るべきものであると云ふことは、本員は之を深く信じて居ります、又或論者が申さるゝ如く、憲法第三十一條と關係を有するものでもございませぬ、此點に於きましては政府の見る所と私の見る所は毫も異らない、そこで第八條二項の解釋に付きましては、第一の質問に於て申述べましたる如く兩說ある、此兩說孰れを取るに致しましても、立法事項は飽迄も立法事項、立法事項に非ずと言ふを得ず、然れば議會開かれたるの日に於て、第五條の常に復つて、一面緊急勅令の承諾を求め、而して責任の解除を要求し、一面法律案を提出して協贊を求めると云ふことは、憲法第八條二項の形式的解釋論が二說ありとして、之を肯定して、爲政者の政治的德義、而して法令の內容に强い效力を付する上に於て而して又其法令を修正改廢するの權能を憲法的、議會に付與する精神に於て、承諾を求むるの案出づ、併せて協贊を求むるの法律案出づと、此途に出でらるゝが至當ではあるまいかと考へる、何故に此途を執られなかつたのであるか、之を伺ひたい、之に關しては衆議院の有する先例があります、明治三十七年勅令第二百二十五號、是は俘虜處罰に關する件であります、明治三十八年法律第三十八號をもつて勅令に代へられたのであります、又明治三十七年勅令百七十七號、外國に於て流通する貨幣紙幣銀行券證券の僞造變造及模造に關する件、明治三十八年法律第六十六號を以て勅令に代へられたのであります、此兩案は戰時議會でありまする、明治三十七八年のときの議會に係つて居ります、その戰局と云ふ點に於て、國家非常の場合と云ふ點に於て今日と異る所が無いのであります、否な今日よりは切實なるものがあると申してもよろしいのであります、此の案は故鳩山和夫君、故元田肇君（笑聲拍手起る）並に本員の提出致したるところのものでありまして、兩君の意見並に私共の意見は此議場に迎へられまして、滿場一致をもつて成立つた歷史を持つて居るのであります――謹で――言葉に何か間違があつたやうであります、「故元田肇君」と申したのは、それは間違です、現に生きて居られますから何よりの證據であります、（笑聲拍手起る）又明治四十三年勅令三百二十四號であります、是は朝鮮に施行すべき法令に關する件であります、明治四十四年法律第三十號を以て勅令に代へられて居ります、是は本員の提出致しましたる所のものでありまして、專ら鵜澤總明君、大內暢三君などの贊助を得まして當院に於て滿場一致を以て迎へられたる歷史のある有名なる案であります、斯樣な次第でありまして、本院は即ち衆議院はです、衆議院は承諾を求むるの案に對して、努めて議院の有する協贊權を完全ならしめんことを欲し、政府亦衆議院――衆議院と云ふと語弊がありますが、帝國議會の協贊權を重んずるの趣旨に於て、此提案に同意し來つた所の歷史を持つて居るのであります、私は今日の時局の甚だ重大なることを思ふ、船舶管理令の要求する所の最も至當なることを信ずる、併ながら時局の終了容易に逆睹すべからず、此時局の推移變遷は、本令に修正變更を要すべき幾多の場合を生ずることを豫期せぬければなるまいと私は思ふのであります、現に修正變更の要すべきものもあると云ふので、對案が出るさうであります、本來ならば對案の承諾案と同時に提出に相成るべきものであると私は信じて居る、是は甚だ遺憾でありますが、兎に角現に修正變更を要すべきものがあるさうであります、緊急勅令は一字一句の修正を許さぬのでありますから、斯の如き虞のある場合に於ては、如何なる時に於ても議會に修正の餘地のあるやうなる、自由の途を開いて置くと云ふ事柄が、至當ではあるまいかと思ふのであります私は例へば英吉利、佛蘭西、伊太利、亞米利加、此管理令を讀んで見ましたが、寧ろ極めて嚴重に、强制的に、現在の船舶管理令よりは强い意味の立法を要求すべき機會も將來來らざるなきを保せぬと思ふのであります、知らず政府は完全無缺、長へに戰局終了の曉に至る迄本令に於て十分である、而して本院の先例に則るを要せぬと、斯う云ふ趣旨であらうか、之を伺ひたい、玆に一言致して置きたいのは、私は政府者を辯護するのではありませぬが、是は一時の事、戰局終了と共に死すべき法律である、故に別に修正の餘地を存する――協贊權を重んずる立法の手續に據らなければならぬと申さるゝか知れませぬが、俘虜處罰に關する問題の如きは、是よりも一時的のものであつたのでありますが、本院は之を採用致したのであります、即ち是は元田君などの案が迎へられ、私の提案の方が斥けられた部分に係つて居ないかと思ひます、其邊の消息は現に在らるゝ元田君でありますから、十分其消息は御承知の事と存じます、第三の質問、唯今鵜澤委員長の御報告の中に「第三條日本船舶ハ政府ノ命令又ハ遞信大臣ノ許可アリタル場合ヲ除クノ外外國諸港間ノ航行ニノミ從事スルコトヲ得ス」此條文に就て、當業者の議論が甚だ多くして、幾分か法文の修正を要するか、然らずんば此法文運用の上に手心を要すると云ふ趣旨の意見が出たと云ふ御紹介でありました、是は唯今承りましたる所であります、鵜澤君の說明に依ると近海航路即ち蘇士以東の航路に就きましては、第三條の法の運用として、極めて之を寬容にする、又多少航路變更があればとて、極めて便宜の途を執る、語を換へて申しますれば、此希望條件を容れて第三條の運用は法の如く嚴しく之を行はずして、法文以外に運用の妙を發揮して、當業者の迷惑の掛らぬやうにすると云ふ趣旨に於て委員會を通過した、斯う云ふ趣旨の御意見の御紹介であつたと思つて居ります、若し間違つて居りましたならば訂正を致して宜しうございますが、さう私は聽取りました、そこで私は政府に御尋をする、此希望です、政府は此希望を容れられたと云ふことでありますが、希望――希望と云ふものの法律上の意味はどれ程の力を持つものであるか、希望或は警告、是はどうも國法上には何等の根據がありませぬ、希望も警告も法令の規定を左右するの力は無い、政府は希望の名の下に、法令規定の效力を左右し得べきものと信ずるか、又法令規定の效力を行政的に左右せんとするのであるか此の如くんば法令の力果して何かあらんであります條件附の法令あるべからず、而して我憲法は絕對に之を認めて居らぬ、之を許して居らぬ、何れの國の憲法にも條件附の法令あることを認めて居らぬ（拍手起る）是は立法權の威信並に法令の威力に關する大切なる問題であらうと私は信じて居ります、或は決議の意味であるとか、或は建議の意味であるとか云ふことであるならば、是は可なり、敢て不可なりとは信じませぬが、併ながら建議なり、決議なり、各々議院法上の形式ありと私は信じて居ります、是は議院に從來絕無の例ではないのでありますから、私は今の內容に向つて之を責めやうとするのではありませぬが、此の如き流風の頻々として行はるると云ふことは、憲政の爲に喜ばしき現象でないと信じますから、此希望警告が法令上何等の根據を有するや、法令に根據なし、併ながら之を容れたりと云ふ趣旨に歸するのであるか、之を伺つて置きたい、此三點に就て說明を求めます、緊急勅令の權は憲法の許す所ではありますけれども憲法は最も其濫用を戒めて居るのであります、伊藤公の憲法義解を讀んで見ますと云ふと、最も力を盡されたる點は此緊急勅令の規定、就中第八條の規定であります、立法上政府權力の偏重は此緊急勅令に於て最も戒めなければならぬと伊藤公は說かれた成程其通りであらうと思ひます、緊急勅令の濫用政府權力の偏重、議會協贊權の輕んぜらるゝ是より大なるものは無いのでございますから、實に大切なる問題と思ふのであります伊藤公は之を思はれて「緊急勅令の權は憲法の許す所なりと雖も最も其濫用を戒むるところなり、政府にして若し此特權に託し容易に議會の公議を回避するの方便となすことあらば、憲法の條規は空文に歸し、一も國民の爲めに保障をなすこと能はざるに至らん、故に憲法第八條は議會を以て此特權の監督者たらしめ緊急勅令を事後に檢査して之を承諾することを定めたる所以なり」と說かれてあります、私は此意味に於て以上の三點に就きまして、政府の意見

を賀し一には議會の有する立法協賛の權利を重んじ一には議會の有する緊急勅令に對する歷史を長へに保ちたいと思ふのであります、精神・理由書、内容其の他に關して問ふべき點もございますが、無論委員會に於て悉されて居る事と信じますし、他に論ずる然るべき人もございませう、私は唯だ緊急勅令に關する政府の態度、責任觀念は歷代常に正しう致したいと云ふ考を持つて居りますから、偶々本令の出ましたのは、此點を明かにするに於きまして絶好の機會と存じまして、一切沈默の主義を持つて居るのでありますが、多少本員に關係を有して居る歷史がございますから、此三箇を質問を提出致したのであります（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 田遞信大臣。

〔國務大臣男爵田健治郎君登壇〕

○國務大臣（男爵田健治郎君） 唯今の花井博士の御尋に御答します、第一の御尋は本案の理由書に「本勅令は將來尚其の効力を有せしむるの必要あり」と云ふ文句があるが故に、若し……（「大聲に願ひます」と呼ぶ者あり）若し効力を有せしむる必要が無かつたならば承諾を求めぬと云ふ解釋を執つたのであるかと云ふ御尋であります、其憲法の解釋論に就きましては、學者間にも種々なる議論のあることでございます故に私は此場合に於て憲法第八條第二項の解釋を、政府は斯く取つて居ると云ふやうなことを斷言して御答することは出來ませぬ、唯だ本案を出したる所の事實に就て御答を致します、即ち本案は現に將來効力を有せしむる必要ありと云ふ事實があるのでありますが故に、唯だ其事實を此に擧げたのである、之を揭げたからと云つて、決して將來に効力を有せしむる必要がなかつたときは承諾を求めぬなどゝ云ふことを極めて出したのでないと云ふことは、明かに私は御答することが出來るのでありますから、それで御承知を願ひたうございます、第二の尋――第二の御尋に、第八條はあるけれども、本來是は法律に代るべきものであるが故に、寧ろ憲法第五條の即ち法律に對する議會の協贊權に立戻つて法律案として協贊を受ける所の意がありはしないのかと云ふ御尋でございまするが、是は少しく吾々は見解を異にして居ります、何となれば此第八條第二項に依て承諾を與へた以上は、即ち法律と同一の効力を持つのでありますから、之を更に緊急勅令で出したものだからいけないから、形式上法律と云ふやうなものに改めてやらなければならぬと云ふことは決して憲法はさう云ふ意思は持つて居らぬのであるであるから事後承諾を求めるのである、若しそれが必ず緊急勅令で出したものは、其後法律の形式に變へなければならぬものであると云ふならば、第八條第二項は全く無用の規定になります、であるから決して憲法はさう云ふ意思を持つて居らぬ、唯だ例に御引きになつた、即ち前年緊急勅令で出したものを衆議院に於て法律の形式にして、さうして更に出したと云ふ例を御擧げになりましたが、成程其例も一二あるのでありますが、併しそれはさう云ふ事をすべき理由があつたので、さう云ふ衆議院は處置を執られたのである、決して緊急勅令で出來たものが、殘らず法律の形式に改つたと云ふことではない、緊急勅令で出たものは緊急勅令で承諾を得た例が幾ら多數あるか分りませぬ、唯今一寸事務局へ頼んで目錄を取つて見ますると、二十七議會丈にでも、是は大變緊急勅令の多い時であります、御承知の朝鮮の合併のあつた年でありますから、緊急勅令は十二出て居る（拍手起る）其内にたつた一つ丈が、即ち明治四十三年勅令第三百二十四號丈が衆議院で法律の形式に改つて居りますが、後のものは殘らず承諾を與へて、永久緊急勅令で行はれて居るのであります、だに依て寧ろ例を擧ぐるならば、緊急勅令の御承諾になつた例は多々あるのであつて、衆議院で法律案に御改めになつた例は、極めて少ないと云ふことを申上げることが出來るであらうと思ふ、それからもう一つ、矢張第二の御尋の内に仰しやつた言葉があつた、諸外國でやつて居る管理令などを見ると、現に我國でやつて居る管理令よりも餘程強硬的に出來て居る、此戰役の進行の模樣に依てはこんな手緩いものではいかぬもつと〳〵強硬なものを制定しなければならぬ必要があるかも知れぬが、さう云ふやうな時になつても困るぢやないかと云ふやうな御話もあつたやうでありますが、決して困りませぬ、是は寧ろ議會の開けて居る内に、より強い所の管理令を制定しなければならぬ必要が起つたならば、政府は此時と雖も法律案を以て議會の協贊を求むる決心で居ります、其場合には自然此現在の緊急勅令に依て出した所の船舶管理令は廢止になつて今度法律として出て來るのでありませうが、是は何時でも必要が起つた時はやる心得でありますから、少しも差支ないと存じます、それから第三の御尋の、委員長が此出願の手續を簡易にすると云ふことの御尋を委員會でなされて、それに向つて政府委員から御答を致した事に付ての御不審があつたやうでありますが是は少しく委員長の御報告の趣旨を御聽取違ひになつて居りはせぬかと思ひまする、餘り簡單でありましたから、是は法律の精神を動かす――法律の効力を動かすとか云ふやうな趣意では決してない吾々と雖も、若し法律の力を動かすとか、法律の精神を動かすとか云ふやうなことは、如何に議員諸君が御注文ありと雖も、私は宜しいなどゝ云ふことは斷じて申すことは出來ませぬ、是はさう云ふ譯でない、唯だ出願の手續を成るべく簡單にしたらどうだらうと云ふ御尋なるか故に、吾々は努めて簡易にして、人民の繁褥なる手續に依て困ることのないやうに努めることは、當然であると云ふ趣意を以て御答した、現に例を擧げると云ふと、此電報で以て――是が一例でありますが、航路變更の時などは、電報で言ふて來ても、これで以て處置をすれば宜いぢやないかと云ふ御尋であるから、無論宜しい、是れは現に例を擧げてやつて居る、現に關東州の船籍のことなどは、郵便で書類を送ると云ふことになると、郵便に五日七日程かゝる、そんな事をして居つては非常に遲れるが故に、關東都督と申合をして、彼所へ願書が出れば、關東都督から直ぐに電報で以て遞信省へ申して來る、而して遞信省は直ぐに調べて、電報を以て許否の指令を與へて居ると云ふ事は疾くからやつて居ります、さう云ふ事務の運び方の事を成るべく簡易にして、さう云ふことの爲に、國民が徒らに苦しむと云ふやうなる不便を與へては相成らぬと云ふ趣意から、委員長にさう云ふ御答をしたのでありますから、是は法律の効力とか、法律の精神とか云ふことに何等の影響をせぬ意味でありますから、左樣御承知を願ひます。

○法學博士花井卓藏君 第三の質問に對しては、田君の御說明で能く分りました、第一第二の質問に關しましては、遺憾ながら質問の趣旨を誤解をせられたのであるか、或は質問の趣旨を解し得られざるのであるか（「ひや〳〵」と呼ぶ者あり）本員は承服致しませぬ、併し爭ふの要はありませぬ略々今の内閣の緊急勅令に對する態度及責任の觀念が了得せられましたから、是で滿足します、願くば憲法六十四條、七十條等の對照をせられて、幸に有松君が此席に御出になりますから、篤と御審議の上、一層の御研究ありたいと云ふことを望んで置きます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 是で質問の通告は終りましたから、討論に移ります、討論の順序は無論反對より始めます、正木君は少數意見の報告もありますが、更に反對通告があります、正木君より許します。

〔正木照藏君登壇〕

〔拍手起る〕

○正木照藏君 私は先刻御報告して置きました少數意見に贊成を致します者でございます、是から其理由を申述べますから、暫く御清聽を煩します（「簡單に願ひます」と呼ぶ者あり）昨年の三四月以來、我海運會は非常なる變調を呈し來つて居りました事は明かな事實でございますから、本案の如きものは少なくとも昨年の特別議會に法律案として御提出になるのが當然であると思ひます、然るにも拘らず、其節には遞信大臣は其必要を認めぬ、斯の如き案を出すのは國家の爲に不利益であると、叮嚀反覆御說明があつたにも拘らず、其後僅か二十日か三十日經たぬ内に、既に此御調査に掛つて、九月二十八日を以て御發布になつた、其爲には幾多の當業者に大なる迷惑を蒙らし、經濟界に影響を及ぼしたと云ふことは、明かに遞信大臣の無定見、不明を證明するもので、是は確に遞信大臣の責任と謂はなければならぬと思ふ（拍手起る）次には本案が漏洩致しました事件、是は既に質疑の時分に顚末を申述べて置きましたやうな次第でございますから、精しくは申しませぬ、其爲には關係者間に、或は大なる損をした者もあり、儲けをした者があると云ふことは明かな事で、之に付て委員會に於て政友會の藏内君の如きは大に天眞爛漫的の語調を以て論ぜられて居ります、今其一節を速記錄から一つ讀上げます「是は大臣の特權で、大臣が餘り權威を擴張し過ぎまして、大臣の心一つで――極く露骨に申しますると、自分の交際の深い者、自分の子分、兄弟、或は親友の如き者の言ふことはどん〳〵聞くが、自分の氣に合はぬ人の言ふことは、善い事でも受け入れぬと云ふことは大臣の胸の中で出來ることである、其邊はそんな事はないと言ふのでせうが、此發布前後の事を顧みて

能く大臣の良心に御尋ねになれば宜しい」斯う云ふ事を申されて居る、又「もう是から先は議論になりますから申上げませぬが、是は政府全體の御良心に御尋ね申したいと思ふ、口で御巧者に仰せられますが、市場に現はれたと云ふことは是は掩ふべからざる事實である」と云ふ事を申して、それから「是程立派な證據のある事を認めぬと仰しやれば仕方がない、御良心丈はどう云ふ御考を持つて居るか、是は御發表になりますまいが、政府委員は誰方も御良心に御尋ねなされば、惡い事をした、前非を悔ゆるか悔ひないかと云ふこと丈を私は玆に申述べて置きます」斯う云ふ事を露骨に申されて居る、私の此間の質疑に對する總理大臣の答辯に至つては、最早問答も無益、議論も不必要、唯だ斯の如く重きが上に重き責任を御存じなき所の首相を頭に戴くことは、吾々國民の不幸是よりも大なる莫しと云ふ一言を以て結び置きます（拍手起る）斯の如く此案は先天的に二つの瑕瑾、二つの大なる疵を持つて生れて出て居るものではございますけれども、今日の時局に對して、日本の船舶に或制限を加へ置きます事は、極めて必要な事であると信じますから、即ち外國人に對して船舶を賣渡す貸渡すと云ふやうな事を禁ずると云ふ大體の方針には、贊成を致します、のみならず此冒頭にも書かれてあります所の、產業運輸の調節を圖る、是は極めて必要なる事であるから、此方面に向つて本案は大に適用せんければならぬものであると信じて居る、本案發布以來、此間も申述べ置きましたが、餘りに積極的に活用された迹が無い、唯だ之を其儘に置けば、運賃が追々下つて來ると云ふ位の御説であるけれども、それでは憲法第八條に依る公共の安寧――或は災害を避くる爲に緊急勅令として發せられた所の價値が無いやうに思はれる、御承知の通りに物價は益々騰貴し、北海道に溜つて居る荷物はちつとも捌けない、是は此令を活用して、大に捌く途を付けんとすればどうしてもいかぬものと考へる、私は之に對しては、今日既に米價の如き二十五圓以上にもなりまして、中々八釜敷く言つて居る時で有ますから、大に進んで活用しなければならぬものと信じて居る者である、本案の中には或は政府が特別に航路を指定し、又は運賃を制限すると云ふやうな條項もございますけれども、是は極めて危急の場合に應用しまして、餘り今日の如き場合にはまだ應用すべきものでない、此事に付ては遞信大臣も委員會の席に於て申述べられて居つた、例へば石炭の運賃を下げると云へば、誰も積む人が無い、皆な他所の方に行つて仕舞ふから、運賃を下げる事にすれば、大體に於て一般に下げぬければならぬと云ふ事を申された、其通りである、中々容易に是は適用される條項ではない、然らば如何なる事をして此調節を圖つたら宜いかと申しますれば、第七條に依て若干の船舶を收用して、さうして之を以て必要なる物價の疏通を圖ると申すやうな積極の手段を御執りにならんければ、到底今の儘では物價が下がるやうな事は六ケ敷しからうと思ふ、尤も發布以來傭船料運賃等も多少は下つて居りますけれども是れは極々頂上から下つたので、今日の相場はまだ昨年の五月六月頃の相場で、平常から比べますれば十倍、或はそれ以上にもなつて居ります、到底其儘にして置きましては其効果を及ぼす事が出來ない、どうしても若干の船を政府に收用して、其疏通の途を圖る事が一番捷徑であると思つて居る、是も餘りさう澤山の船を要するものでもなく、澤山の費用を要するものでもない、今を距る事三十餘年の前に、日本郵船會社が設立された時の船は、僅に六萬噸であつた陸上には一切鐵道も無い、其の時分でもそれ丈の船で上海航路を張つて居り、天津航路を張つて居り浦潮航路も張つて居つて、相當に海運の途が付いて居つた、其の後國運が發達し荷物も殖えて居るけれども陸上に於いても、鐵道の便も殖えて一日に十二三萬噸の荷物を送ると云ふことになつて居りますが、此の後に於いても政府が今私が申した方法を御執りになるとしても、さう澤山の金を掛けなくても出來る假りに五萬噸の船を御傭ひになり、一箇月二十圓宛として百萬圓、一箇年總計千二百萬圓程ありましたら出來る、其の中半分以上は運賃で收入が出來ます故に五六百萬圓の金を掛ければ、一箇年にそれ位の仕事は出來る、さうすれば大變な效力が出來て來ると私は考へた、一方に於いて戰時利得税を取つて居るのでありますから、其の方の財源から之に移してさうして一般公共の――物價騰貴に苦んで居る者を救ふことが必要であると考へる、遠洋航路の補助に向つて五百萬圓程の資金を費して居るのも、遞信大臣の言ふ所に依れば、運賃を廉くして、貿易商を助けんければならぬからであると云ふことである、一般の公共の爲めに五六百萬圓の金を費すと云ふことは、何でもないことであると考へる寧ろ是れが社會政策の一端になることゝ思ひますから、活用すると云ふ點から云ふならば、是れまでやらなければならない、是れまでやるべきものであると私は考へて居る、一面に於きましては、御承知の通り戰爭が始つて以來、或ひは印度洋方面、或は南洋方面、太平洋方面等は皆外國船が引去りまして船が少なくなつて、日本の船を待つことは大變急なるものがございますから、我國の船舶の爲めには、大に出て働くには好機會であるから、成るべく之れに向つて働くやうに奬勵せんければならぬ、內地に於いてやり得べき限りは、當業者の利害を斟酌し、又航海權の發達をも考へて、さうして此の方面に向ふ所の船に向つて、便宜を與へてやると云ふことは、機宜の策である、然るに本法第三條の如く、一々遞信大臣の許可を要することに致しますと其の爲めに商賣上の機敏を缺き或は船舶を空しく碇泊せしめると云ふやうな不都合が起つて來る此の間の委員會に於きまして、本法實施以來の成績を政府委員に尋ねました所が、書類を示されました、それに依て見ますと、第三條に依て許可したる所の船舶の數が、一月二十日までの間に百三十六件ある百三十六件ありまして、其內此許可の手續の爲に五日以上を費したものが、四十七件、十日以上掛つたものが二十四件ある、最も長いものは一箇月或は四十日も掛つて居る、更に長いのは三箇月掛つて居る是は何か間違かも知れぬと思ひますが、兎に角遞信省から頂戴したものには、三箇月も掛つて居る、又不許可に成ましたものも十五件程ございますが、矢張五日以上掛つたものが七件ある、殆ど半分に近い程のものは日が掛つて居る、御承知の通り船には大層金が掛つて居るものでございますから、一日空しく繫ぎ置くと矢張大變な金を損する、されば今日の如きは少し運賃は下つて居りますけれども尙ほ傭船料は一箇月三十圓位は取られて居る五千噸の船でございますれば一箇月の傭船料十五萬圓、一日五千圓である、是が一萬噸ならば其倍の一萬圓要る、一日空しく繫ぎ置けば五千圓乃至一萬圓の金を損すると云ふ事になりまして手續上の爲に船を一日も二日も三日も繫ぎ置けば、それ丈全く費へる事になるのであるから是等に對する手續は成るべく早くして束縛をせぬやうにしてやらなければならぬ必要があると思ふ、此間委員會に於きましても、遞信大臣が成るべく簡易に取扱ふと云ふことでありましたが、之に對しては先刻花井博士からの御尋もあつて、幾ら簡易にすると申しても、法律を枉げることは出來ぬのであるから、矢張相當の手續をしなければならぬ、私共から考へますれば、簡易に出來るものならば、何故是までに簡易に御遣りにならなかつたか、いかぬければ簡易にやる餘地があるものを、何故是まで複雜にして居たかと云ふことを言はなければならぬ、さう云ふことは無い筈である、又當局の手心に任して置くと云ふことになつては、其結果に依ては、或は之を偏頗なり不公平なりと訴へる者が澤山出て參り、遂には權門勢家の勢力を利用する者も出て參つて、隨て醜鬪之に次で出て參るので、甚だ宜くないことである、寧ろ今日に於ては、印度洋方面、太平洋方面等は、餘り必要を認めないのであるから、除外例を置いて是等け自由にすると云ふのが、最も機宜に適した事と私は考へるのである、海外に向つて發展すると云ふことは、單に當業者の利害のみではございませぬ、是は其爲に國の利益を大に增加し、正貨を蒐集して參り、又一面に於ては我國の航權を發達せしむる上に於て、大なる利益のあることは申すまでもないことである、今假に十萬噸の船を外へ出しまして、是が三十圓宛になれば、一箇月三百萬圓の金を得ることが出來、一箇年ならば三千六百萬圓の正貨を此方に持つて來ることが出來る、其內海外で使ふ金は僅かなものである、此點に於ても成るべく出稼を奬勵すると云ふことは、國の利益である、況や儲け來つた此金は、戰時利得税になつて、國費の一部分になるのであるから、差支ない限りは許して置くと云ふことが必要である、簡易な方法と申しても、之を必ず許否すると云ふ以上は、悉く右から左と云ふやうなことは六ケ敷い話であるから、當業者も甚だ之を迷惑として居ることでありますから、除外例を置いて自由にして置きたいと云ふのが私共の精神である、又此除外例を拵へて見れば、彼當の業者が大に苦んで居ります小形船の如きも、自ら其中に入つて自然其恩惠を蒙むることになつて來る、彼等は小形船も外國に賣りたいと云ふ考を持つて、此除外例を求めるのではないのである、それから其次に於きましては、附則の講和後一年間有効にすると云ふことは、どうも私

共が考へると其必要がなからうと思ふ、平和の議が起りましても、愈々講和談判の會議になるまでの間には、少なくとも五箇月や六箇月の月日は費へるのであつて、其中に大抵大勢も定まるのであるから、それから更に期限を延す必要が無いのでありますから、是は講和談判の日を以て効力を失ふと云ふ事にして置くが當然であらうと思ひます、次には評議員の事でありますが、管船局には評議員の設がございますけれども、今日では餘り其評議員會を有効に使用されて居ることを聞きませぬ、寧ろ報告の機關――諮問の機關までに行かず、報告の機關に止つて居る甚だしきに至つては此評議員會と云ふものは、個人船主を籠絡する一の手段であると申して居る者があります、選ばれて居る船主の中には、餘り古い船主が無い所から考へて、さう云ふ事實があるかも知れない人を疑はせる形がある、是は當業者の考を必要とするものでございますから成るべく其權限を明かにして、本案の中に規定して置くが必要であると思ふ、即ち此法律を定めて置くと云ふことは必要であると思ふ、それも餘り官吏の數より評議員の數が少なければ、何時でも御役人の説に從はなければならぬから、御役人より其數を餘計にして置かなければならぬと云ふ事が必要であると思ふ、以上の如き趣意を以て、私共は更に新たなる案を以て之に臨まんとするものでありますから、本案に對しては承諾を與ふべからずとして、否決をして置きたいと云ふ意見を有するのであります、どうぞ冀くは當業者の利害、第二としては我國航權の發達に重きを置かれて私の意見に贊成せられむことを希望致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 横田千之助君。

〔横田千之助君登壇〕

〔拍手起る〕

○横田千之助君 諸君、本案は戰時中に於て我國に於て發令せられたる所の、最も重大なる法案であります、此意味に於て吾々同志は、此緊急勅令を承認する上に於ても、多大の注意を拂つたものであります、今花井博士より質問の第一として、現政府に向つて、憲法の緊急勅令に對する根本觀念に付ての御質問があつた、如何にも注意周到なる御尤な質問であります、何となれば嘗て何時の頃か知りませぬが桂内閣の時代に於て、或事柄に依て緊急勅令を發して置きながら、議會開會前に於て、其必要なしとして之を勝手に廢止して、議會の承諾を求めなかつた例が有るのである、想ふに花井博士は此點に周匝なる注意を拂つて、現内閣も或は斯の如き觀念を以て此緊急勅令に對して居るのではないか、斯う云ふ意味は最も必要なる質問である、此點に付て私は、遞信大臣の明確なる答辯を承らざる事を遺憾とするものである、併ながら責任解除を必要なしとするものではないと云ふ言明を得たるに滿足をして、而して吾々は緊急勅令に對しては、花井君と同一の憲法上の根本觀念を持つて居ると云ふことを、爰に言明して置くのであります、而して花井君の第二の質問、緊急勅令が議會に於て承認せられた場合に於ても、緊急勅令である限りは、議會に是が改廢の權能なしとする議論は、是は花井君の誤りである、憲法上の解釋から云つても、議會の先例から見ても、是は花井君の誤りなるが故に、此御心配に及ばぬと云ふことを爰に言明致して置きます、今此重大法案に對して吾々が、之に承諾を與へんとする趣意は、深く説明を要するまでもないと思ふのである、何となれば議場に於て反對を標榜せらるゝ憲政會の方々も、其立法の精神、其規定の大體に於ては御異存が無いのである、殊に一昨日の議場でありましたか、憲政會の有力なる議員尾崎行雄君、望月小太郎君、關和知君、是等三名士の言論に徴して見ましても、今日本の現在は、國家百年の種と云ふものが、東亞の全面に振撒かれて、飛行機襲ふの虞あり、潜航艇來るの憂がある、大詔煥發、何時國民の全動員をすることがあるかも知れぬとまで論じられて居る、此機會に於て、斯の如き權限と云ふものを政府の手に收めて置かなかつたならば、國家一朝事有るの秋、何ともすることが出來ぬと云ふことは明確である、關和知君は、機密漏洩の事に付ては、痛く現内閣の此法令に對する關係に於て、論難を試みられましたが、此法令の性質規定之に付ては何等異存が無いと云ふことを言明せられた、斯う云ふ意味から行きまするとどうも私は此法令を承認すると云ふ根本義に於て、餘り多くの言論を費す餘地が私は無からう、唯だ正木照藏君が此法令に付て、斯う云ふ法律にした方が承諾をするのよりは宜くはないか、斯う云ふ點の御話がありましたから、此點に付て一言を費して置けば、贊成論の委員長の報告に贊成する意味は明確にならうと思ふのであります、正木君の此緊急勅令に代つて出さうとする所の規則の要項は、蘇士以東の航海を、此法令の規定より除外すると云ふのが一箇條、併し此法令の目的と云ふものが、外は共同戰爭の便宜に供し、内は產業運輸の調節を圖る、此二つが目的である、斯う云ふ以上は、若しも蘇士以東と云ふもの、若くは小形船と云ふが如きものを此規定より全然除外して、法律の區域以外に置いたならば望月小太郎君が憂ふるが如き場合が來た時に、如何にして内地航海の產業運輸の調節を圖ることが出來るか、今日の場合に於ては宜からう、現下の場合に於ては、此方面の事は最も運用を緩和して宜からうけれども、飛行機來り、潜航艇襲ふ、いつ何時此局面に變態が來るかも知れぬと云ふ時に、法律の規定で之を除外して仕舞つたならば、洵に困難な事が生じやしないか、此意味に於て、洵に船舶業者に對し現在の貿易關係を奬勵するに付ては御親切な御議論でありますが、奈何せん今日は產業貿易の發展も圖ると同時に國家は一面に於ては之を犧牲にして、獨り船舶業者のみならず、或は紙の輸出禁止、染料の輸出禁止、藥品の輸出禁止、貿易の上に於ては多大の迷惑を感じて居るけれども此方面に於て物價調節――戰時に對する已むを得ざる對策として講じて居る場合でありますからして、洵に外國に對する產業貿易の發展方面から見ると云ふと正木君の議論は尤もであるが飛行機來り、潜航艇襲ふと論ぜらるゝ場合は、其點は左樣に出來ぬと論じて宜からうと思ふ而して又今一つの條項は此評議員會の權限を擴張すると云ふのである、多大なる權力を遞信大臣に一任して、之が自由手腕に任かせると云ふことは不安である、危險である、夫故に評議委員會の權限を擴張し、確定して、此手に依て運用の妙を發揮しやうとするのであるけれども、元來此の如き此非常の法律と云ふものは有ゆる智能、有ゆる材幹を各所に用ゐるのは宜しいけれども、最終の決斷權と云ふものは是は一人の手に吸集し、保留すると云ふ所に妙用があるのである、船舶管理令の第三條第四條と云ふが如き、最も重要なる事柄に就て臨機の處置をしなければならぬ時に於て、之を此評議委員會と云ふ評決機關に任かせると云ふが如きことならば、此法律を拵へない方が宜い位のものである、況や正木君の御議論が、此評議委員會に是丈の權限を任かすと云ふことに付て決定すればまだしもである、此評議委員會と云ふものは、役人を三分の一以上にすることは出來ぬとは、假草案に書いてあるやうでありますが此任命は矢張政府の任命であらうと思ふ、果して然らば自由自在に自分の勝手に其者を任命せられた時は、偶々此委員會なるものは、當局大臣の責任轉嫁の道具にはなるが、眞に此法律の運用と云ふものを機宜に適するやうに出來ぬと云ふことは明かである矛盾、不徹底、撞著と云ふことは、此議會に屢々現れた文句ではありますが、惟ふに正木君の此御提案も、此譏りを免れぬではないかと云ふことを憂ふるのであります〔拍手起る〕私が贊成の理由は大體此位のものである、併ながら吾々は此重大なる勅令を默つて贊成は致さない、此點に就ては御臨席の遞信大臣に向つて、二三我が同志を代表して、切實に希望を述べて置く點があるのであります、元來此の如き法令と云ふものは、我國に於ては全く新らしき試みである、幾多の經驗を積んだ所の歷史的法律ではないのである、而して此令の運用此法令は重大なりと雖も、言ふ迄もなく死灰枯木である、此死灰枯木に花を咲かせ實を結ばしむるのは、實に運用の妙如何に在るのである、今の遞信當局は之に付て如何なる用意と覺悟があるかどうか、今吾々が承認せむとする所の此勅令に反映する國民の思想感情、是等の事は餘程御研究下さらぬと云ふと、とんだ間違が起るのである、元來行政府の吏僚は、舶來の能力翻譯の智識を以て、幹燥無味なる法律規則の盲目的執行者を、或る時代に於て人材として尊重したことがあるのである、吾々は現在の行政府の吏僚全體を、此の如きものだとは言はない、吾々の知れる限りに於ても、人材英物、行政部の各所にあると云ふことを知つて居る、併ながら何十年來積勢の勢は、此特有の智識舶來の能力を以て、形式を以て實質よりも重しとし、之を重要視し來つた結果、或る一種の雰圍氣が官省の各所に低迷しつゝあるのである、之が爲に二三五六の人材英物が官廳に入つても、此雰圍氣の壓迫を受けて、滔々として形式を重んじて實質を忘れ、唯だ法文を死守して、而して活社會の活現象を捉ふることに迂濶なる人が少くないと云ふことは天下自ら定論があらうと思ふのであります、此運用の正面の責任者たる遞信大臣田男爵は、尋常一樣の役人生活で此位地を得られた御方ではないのである

民間各所の階級に御出入になつて、種々の事柄に御經驗があつて、斯う云ふ方面に就て、國民が如何なる思想感情を持つて居るかと云ふことに付ては、十分なる御了解がある筈の御方である、此御方を此法令運用の頭目として、而して内田次官、若宮管船局長、是等の俊材が此局に當つて居らるゝのでありますから、詰まり此國民が此一大法律規則の執行に付き、第一に此繁文縟禮を非常に嫌うて居る、机の上の智識を以て、實際の事情を閑却すると云ふことを嫌うて居る、第三には公務公益を裁斷する所の能力は、猥り行政官吏の獨占であつて、國民に其智能を缺いて居ると云ふが如き感じを懷くことは、非常に嫌つて居る、而して又學問に依て組立てられ、文字に依て組立てられたる大官の眼より見て、今此時代の一大轉換を爲さむとする時に、國民の精神知覺がどの程度まで活用して居るか、どの程度まで充ち滿ちて居るか、斯う云ふ事柄に就て御了解があるやと云ふことに就て、國民は多大の憂慮を懷いて居る、此點に就て深く御研究を願つて、此運用に就ては公正なる心事と、細心なる注意と、而して大膽なる運用を私は求むる者である、評議委員會の權限に就きましても、國民黨の野添宗三君より委員會に於て、唯だ之を形式的のものにしない、此方面の智識材能も、遞信大臣の手に握られて居る所の裁斷權を實行する迄に、十分の御取入れを願ひたいと云ふ意味の質問があつて、之に就ても稍々御同意の御答辯があつたと云ふことを承つて居りますが、それのみならず現在の程度に於ては、不必要なる所の法則と認められて居る、所謂正木君の心配をせらるゝ蘇士以東の方面に於ては、十分簡易の手續を執つて戴きたいと云ふ所の希望に對して、是亦大體に於て御承認を得て居るさうでありますが、是等の事柄を按排好く料理せらるゝと同時に、國家一朝有事の秋は、如何なる大膽な御運用があつても、是は已むを得ざる事として、國民は喜んで承認するだらうと思ふのであります、要するに此緊急勅令の運用と云ふものは、乾燥無味なる法律規則と云ふ機械を操縱する、行政的職工の量見ではいけない、眞に此變局に處する英雄豪傑的の心事と、手腕を要するものと云ふ事を、一言申上げて置きたいのであります、壇を降るに臨みまして、微弱ではありまするが、委員會及本會議に於て屢々戰はされたる問題、祕密漏洩一件、其擧其理由、頗る微弱ではありまするが、反對論の一説たるを失はない、之に一擊を加ふるのも、贊成論者の任務であるかも知れぬ（「其所まで御用を勤めぬでも宜からう」と呼ふ者あり）數日前、此議場に於て烈しく戰はされたる所の、製鐵所三萬噸鋼塊云々の事がある、攻擊をするのではありませぬから御心配には及ばぬ（「誰れが心配する」と呼ふ者あり）此事件は誠に困つた事件ではありましたが、之あるが爲に國家社會の最も要求する所の、製鐵所の豫算を不必要だと云つて否決することは出來まい、製鐵所の何時の頃かに於ける豫算會議から、不祥の兆を徵して訝しい事が出來たと云ふ、此一事を持つて來て製鐵所の豫算と云ふものは削り上げて仕舞へ、斯う云ふ事は出來まい、それと同じことである、祕密漏洩と云ふ事柄であつたにしても、此緊急勅令其物が現在の國家社會に必要であると云ふ事が明確である限りは、是等の論を混同して、是が反對の理由にすると云ふ事は、到底意味を爲さぬ事であると思ひます、此一言を以て御別れをする。

○岩崎勳君　討論終結の動議を提出致します。

〔「贊成」「反對」の聲交々起る〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君より討論終結の動議が出ました、贊成の諸君の起立を求めます。

起立者　多數

〔「横暴」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　多數、仍て岩崎君の討論終結の動議は成立ちました、本案に付て決を採ります、本案に承諾を與ふべしと云ふ諸君の起立を求めます

起立者　多數

○議長（大岡育造君）　多數、仍て本案は承諾を與ふるに決しました、日程第二、醫師法中改正法律案の第一讀會を開きます、提出者八木逸郎君。

第二　醫師法中改正法律案（八木逸郎君外十四名提出）　第一讀會

醫師法中改正法律案

醫師法中左ノ通改正ス

第二條第一號ヲ左ノ如ク改メ第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號ニ改ム

一　六年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者

第三條中「禁錮」ヲ「六年未滿ノ懲役若ハ禁錮」ニ改ム

第五條　醫師ハ自ラ診察セスシテ治療ヲ爲シ若ハ診斷書、處方箋、死產證書ヲ交付シ又ハ檢案セスシテ檢案書ヲ交付スルコトヲ得ス但シ診察後病症ニ變化ナシト認ムル患者ニ交付スル診斷書處方箋又ハ診療中ノ患者死亡シタル場合ニ交付スル死亡診斷書ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六條中「醫師」ノ下ニ「又ハ診療所ノ首長」ヲ加フ

第八條　醫師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師會ヲ設立スヘシ

醫師會ハ法人トス

醫師ハ醫師會ニ加入シタル後ニ非サレハ醫業ヲ爲スコトヲ得ス

醫師會ニ關スル規程ハ内務大臣之ヲ定ム

第十條第一項中「第一號又ハ第三號」ヲ削ル

同條第三項中「第二條第三號」ヲ「第二條第二號」ニ改ム

同條第四項ヲ左ノ如ク改ム

本條ノ處分ハ内務大臣之ヲ行フ但シ第二項ノ場合ニ於テハ所屬醫師會ニ諮問ヲ爲サスシテ中央衞生會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス

第十一條中「第七條」ノ下ニ「、第八條第三項」ヲ加フ

第十一條ノ二　醫師及醫師會ハ本法及本法ニ基ク命令ニ依ル處分ニ對シ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十四條　削除

〔八木逸郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○八木逸郎君　提出者の一人と致しまして簡單に本改正案の理由を述べたいと存じます（「謹聽」と呼ふ者あり）現行の醫師法は、明治三十九年五月に發布になりまして確か四十一年と存じて居りますが第二十六回の議會に其法律の一部改正案を本員が提出致しまして其大部分は貴衆兩院の協贊を經て、而して其改正が行はれたのが現在の醫師法であるのであります、然るに十餘年を經ました今日に於て更に又一部の改正法律案を提出する事になりましたが、今回改正を求めます部分は、四十一年に求めました部分に大體觸れて居らぬので有ます、言葉を換へて見ますれば四十一年には今回改正を求めます所の部分に對しては、四萬の醫師社會に向つて、まだ輿論となつて居らなかつたのであります、然るに十有餘年を經まして、色々の實際の實情から照して、遂に各府縣に在る所の府縣醫師會の其實驗に基いて、考慮致しました結果、日本全國の各府縣醫師の代表者が東京に集りまして、種々相談をし、種々討議を致しました結果、今回の一部の改正法律案を提出すると云ふことを吾々に託されたのでありまして、吾々も亦其必要を認めまして、提出した所以であるのであります、今其中の主なる二三箇條の其理由を陳述して御贊成を乞はんと欲するのでありますが、第一には現行法に於きまして「醫師ハ醫師會ヲ設立スルコトヲ得」となつて居るのでありまするが、今回改正を求めまして「醫師會ヲ設立スヘシ」と云ふ、法律上で强制したいのであります、其理由は、現在に於て殆ど醫師會が發達を致しまして、區若くは郡、市及府縣に於て醫師會を設立して居りまするが、時に場合に依れば、設立しない所がまだ現に在るのであります、現に廣島縣に、縣醫師會が各郡に出來ると同時に出來て居りますが、廣島市醫師會なるものは成立致して居りませぬ、元と成立致して居りましたのが何等かの事情に依て解散されたのであります、斯樣な事になります結果と致しまして、其醫師會に於きまして、各自の品性を高め、若くは業務上の事柄に付て一致を致しましたり、位地向上に努めます事に向つて、互に協力する上に於きまして、隣の郡若くは隣の市に於きまして左樣なものが成立つて居ないと、境を接壞して居りまする其の郡と他の市若くは他の郡との間に、色々の行違が起きまして、遂に其規約したる事柄が、往々矛盾を生ずると云ふやうな結果になるのであります、此意味に於きまして、此理由に依りまして、醫師は醫師會を設立すべしと云ふ法律上の强制を求めたいのであります、尙ほ一つの理由は、醫師會を法人と致しませぬと、醫師會中の規約を勵行致しますときに、或背德者が出まして、さうして過料の處分をする、過料を出さない、出訴する、出訴するときに會長が各全體の委任狀を取らなければ、出訴の効力がないと云ふことが事實に現れるのであります、若くは醫師會を代表して、他の醫師會と交渉をする、若くは醫師會が代表してからに、府縣知事の諮問に應ずると云ふやうな事に、法人になつて置くのと法人にして置かないとで、實際の不便が非常に在るので

あります、此意味に於きまして、此醫師會を法人に致すと云ふ事にしたいのであります、第三に於きましては、醫師が業務上に於て、不正の事を爲し、犯罪を致しまして、其結果と致しまして司法處分を受けて、更に又行政處分を受けるのでありまするが、此點に向つては司法の上に於きまして、原被兩造に鬪はせた結果、犯罪の結論になるのでありまするから、更に不都合はありませぬが、唯だ其中の醫師が不正の行爲を爲したるとき――不正の行爲を爲したるときに、行政上の處分が行はれる場合に於ては、此不正の處分と云ふものは、行政上から見ますと、非常な處分を行ふべき犯罪であるに拘らず、司法廷に現れない、親告罪でありますから現れないで濟むことがあるのであります、然るに此行政處分をされるに申告者は誰であるかと云ふと、府縣の知事でありまして、其府縣の知事は警察署長或は巡査の報告書に依てやるのでありますから、之を内務大臣が受けて、中央衞生會に審議せしむると云ふことになつて、中央衞生會の審議の決定に依て、行政處分を執行すると云ふことになつたならば、被告は更に辯疏の途も何も無いのであります、即ち唯だ原告の申立に因て處斷することになるのでありまするから、萬萬一それ等の事實が無く、或は根據の無い事で、知らない中に三箇月若しくは五箇月、若しくは全體の業務の禁止を命ぜられると云ふことになりましたならば、殆ど業務上の確保を得られぬことになりまするが故に、不正處分に依つた部分に對しては、所屬醫師會に其事情を先以て糾紀して貰ひたいと云ふのが、要求の一つであるのであります、それから尚ほ一つは知事が醫師會に對しまして――醫師會の行動に對しまして、或は醫師會の爲した決議に對しまして、それは不當であるとして、或は醫師會の役員の解職を命ずる、或は醫師會の行動を抑止すると云ふことが往々起るのであります、而してそれが道理に適つて居る場合許りではない、醫師會に於て、其知事の爲した事が甚だ不當と認めました場合に於きましても、夫等を救濟するの途が今日に於ては無いのであります、故に是等に向つては内務大臣に訴願をする、若くは内務大臣が行ふ場合に於ては、行政訴訟を起す――行政裁判所に出訴することを得ると云ふ救濟の途を得たいと云ふ、是等が現行の醫師法を改正する要點の主なるものであります、其他箇々小さい改正の點がありまするが、それは當然の結果改正しなければならぬ、舊刑法と新刑法との差異とか其他の事でありまするが爲に委員會で詳く申述べることに致しまして、是は略致しますが、要するに幸にして此の法律が兩院の協賛を得て成功致しまするならば――目的を達しましても、醫師社會相互の自治若くは醫師の業務上の品格を上げるとか、或は位地の向上に努めるとか、或は醫師相互の權利を伸張すると云ふのみでありまして、而して他の團體若くは他の業務者に向つては、何等の痛痒なく沒交渉な事でありまするが故に、願はくば滿場御贊成あらむことを希望致します。

○鈴木梅四郎君 議長。

○議長(大岡育造君) 鈴木君何ですか。

○鈴木梅四郎君 提案者に質問があります。

○議長(大岡育造君) 鈴木君に發言を許します。

○鈴木梅四郎君 唯今八木君より提案の理由を説明されましたが、本案は國民衞生の上に非常な關係を持つものでありますからして、私は提案者に一二の質問を致して見たいと思ふ、提案者の説明する所に依りますれば、醫師會を法律を以て强制する所の、必ず醫師は醫師會に加盟せざるへからざるものとする必要がある、それは醫師會で決めた事を破つた醫者があつても、今迄は十分な制裁を加へることが出來なかつたことである、夫故に之に制裁を加へることにすると云ふのが、一の理由になつて居りますが八木君に御尋致しまするが、此最近に醫師會の規約を破つて、之に制裁を加へることが出來なかつた爲に、どう云ふ不都合が生じたのでありますか、どう云ふ事柄から其必要を認めることになつたのでありまするか、一二の著しき事例を擧げて御説明を願ひたいと思ひます。

○八木逸郎君 詳しい事は委員會で申述べますが、簡單に申して置きます、鈴木君の御尋は、醫師會の規約に背いた者があつた場合に、其背いた者を處するに向つて、何等か不便があつたか其事實を言へ、斯う云ふ御問のやうに伺ひましたが、私の説明致しましたのは、例へば何郡に於ては醫師會が無い、何市に於ては醫師會が無い、鄰郡鄰市に於ては醫師會が成立して居る、而して醫師が診察するのに何郡にも亘らなければならぬ何市にも亘らなければならぬ互に土地を接して居るが爲に、一郡若くは一市に於て醫師會が成立して居つて、規約があつて色々やつて居るのに、假りに一郡に於て醫師會が成立しなかつたならば、他の甲の郡と乙の郡との間に意思の疏通を缺いて、不都合が起ると云ふ實例が澤山あります、それを唯今説明致したのでありますが、鈴木君の唯今の御問は、鈴木君それ自身の事柄を附加へて御尋になつたので、私の説明した範圍でない、詳細は委員會で申述べます。

○鈴木梅四郎君 八木君の説明は速記錄を見れば確に分りますが、私の記憶する所に依れば、醫師會の規約を勵行する上に付て、命令的のものになつて居らなければ都合が惡いと云ふことを、確に言明されたと記憶して居ります、それで私が御尋致したのでありまするが、玆に民間には斯樣な疑義がある、そこで私は御尋をしたのです、醫師會は此法律の改正に依て、全國の醫師は必ず醫師會に加盟しなければならぬと云ふことにして置いて、謂はば同業組合の普通の營利的事業と同樣に、同業組合を極く嚴重に形造つて、或部分に於て一種の「トラスト」の如きものになる、斯樣に若し玆に昔のやうな寔に人道を重んじ、又貧窮者を恤む所の所謂仁術を眞に行ふ所の醫者があつて、此醫師會で定めました診察料及藥價と云ふやうなものを、其對手に依て或は之を非常に輕減してやるとか、或は全く診察料は取らぬと云ふやうな者が出來た場合に、矢張左樣な事をしてはいかぬと云ふやうな制裁までも、之に據て付けやうと云ふ精神であると云ふことが、專ら風説されて居るのであります、そこで私は今の御尋を致したのでありまするから、其點を今一應御説明を願ひたい。

○八木逸郎君 御答を致します、速記錄を御覽になつたら分りますが、併ながら其御問に御答することは出來るのでありますが、私は法人にすることが必要であると云ふ部分を申上げましたので、現在の規定に於ては、醫師會が成立した以上は、其郡若くは其市に於て設立した醫師會に入らなければならぬと云ふことを規定してあるのであります、今日更に求めて入らなければならぬとしなくとも、現在行はれて居るのである、それを鈴木君は御知りにならぬから、さう云ふ御問が起る事と思ひます、醫師の「トラスト」を造るやうなことを、人が言ふからと云ふ御問でありますが、吾々は又鈴木君の御問は、羊頭を懸けて狗肉を賣るが如き手段を以て、此巧妙なる質問を試みらるゝのではないかと思はれるのです、此案に就ては、委員會で能く說明を致します。

○土屋淸三郎君 此案は醫師社會に於ける多年の懸案であり、且つ全國醫師會の輿論と視るべきものであります、故に私は此議會に於て本案に對する、政府の大體の御意見を拜聽致したいと思ふのであります。

〔政府委員法學博士水野錬太郎君登壇〕

○政府委員(法學博士水野錬太郎君) 御答致します本案に對しましては政府は大體贊成の意を表します但し各條項に付きましては、尙ほ修正を求めたい所もあるのでありますが、是れ等の事は特別委員會に付せらるゝことゝ信じますから、委員會に於きまして、篤と意見を交換致したいと考へて居ります。

○岩崎勲君 本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ、議長指名九名の委員に付託することに決します――日程第三郡制中改正法律案の第一讀會を開きます――横山金太郎君。

第三 郡制中改正法律案(横山金太郎君提出) 第一讀會

郡制中改正法律案

郡制中左ノ通改正ス

第三十六條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項假議長ノ選擧ニ付テハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齡同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四十五條ニ左ノ二項ヲ加フ

議員定員ノ半數以上ヨリ請求アルトキハ議長ハ其ノ日ノ會議ヲ開クコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ議長仍會議ヲ開カサルトキハ第三十六條ノ例ニ依ル

前項議員ノ請求ニ依リ會議ヲ開キタルトキ又ハ議員中異議アルトキハ議長ハ會議ノ議決ニ依ルニ非サレハ其ノ日ノ會議ヲ閉チ又ハ中止スルコトヲ得ス

〔横山金太郎君登壇〕

○横山金太郎君 本案の内容は極めて簡單でありま

す、之に伴ふ所の理由も亦極めて簡單であります、案の内容は、議員定數の半數以上から請求のあつたときは、必ず郡會議長は、郡會の會を開かなければならぬ、若し開いた時に於て、徒らに其會議を閉づるとか、若くは中止する事は出來ないと云ふ意味の規定を設けたいと云ふ事に歸著するのであります、案の期待致しまする所の目的は、要するに黨派若くは感情に驅られて議事の公平を失し、若くは會議の進捗を怠ると云ふ弊害を豫防したいと云ふに外ならぬのであります、此案は嘗て三十七議會に於て、當議場に於きまして、滿場一致を以て通過せられたものであります、政府も亦之に對して同意を表せられましたが不幸にして會期切迫の折柄、貴族院の本議に登るの機會を得なかつたに過ぎぬのであります、此の條文、即ち三十六條と四十五條に於て、改正をしやうと欲する所の規定は、總て現行法として行はれて居ります所の、府縣制四十八條と五十七條の規定と比較致して見まして、其字句及趣旨に於きまして全部同一であるのであります、どうか本案に對しましては滿場の御賛成あらんことを希望致します。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に反對なきものと認めます、仍て本案は、議長指名九名の委員に付託するに決します――日程第四、刑法中改正法律案の第一讀會を開きます――赤尾彥作君。

第四　刑法中改正法律案(赤尾彥作君提出)

第一讀會

刑法中改正法律案

刑法中左ノ通改正ス

第百九十五條中「暴行又ハ淩虐ノ行爲」ノ下ニ「若クハ恐嚇又ハ詐言ヲ用ヒテ訊問」ヲ加フ

〔赤尾彥作君登壇〕

○赤尾彥作君　簡單に提案の理由を説明致したいと思ひます、本員が此刑法中改正法律案を提出致しました理由の主なるものは、要するに二つあるに過ぎないのであります、第一の理由は、現行の刑事訴訟法の第九十四條の規定を完全に適用致しまして、さうして此規定を有効なる規定とせしめまして、近來裁判所の信用が追々失墜しつつある虞のある、其裁判所の信用を維持したいと云ふのが第一の理由になつて居る、第二の理由は、諸君の御承知の通り、此頃全國の狀況を見まするると、或は警察事務に從事して居る所の公務員、又は檢察事務に從事して居る所の公務員の方々が往々法律規定を無視致しまして、吾々の有して居る人權を蹂躙するの虞があると云ふ事は想ふに滿場の諸君も御認めになつて居ることであらうと思ふ、仍て此蹂躙せられんとする虞のある人權を擁護したいと云ふのが第二の理由になつて居る次第であります、試みに刑事訴訟法の九十四條を見ますれば、諸君の御承知の通り、豫審判事が被告人を訊問するに當りまして、其罪を自白せしむる爲に、脅嚇若くは詐言を用ゆべからずと云ふことの明かな規定が書いてあります、而して此規定は讀んで字の如く、豫審判事が被告人を訊問するに當りまして、被告人に恐怖の念を生ぜしむる原因となるべき脅嚇を行つたり、若くは被告人を欺罔に陥れしむるが如き詐言を用ゆることを、堅く禁じてある法律であるに拘らず、近來司法官は勿論のこと、警察事務に從事して居る方々が、往々此規定を無視致しまして、さうして吾々の有して居る貴重の人權を蹂躙しつつあると云ふことは、想ふに滿場の諸君も御認めになる所であらうと思ひます、然るに刑事訴訟法にも明かに規定になつて居るし、又天下の人が、不都合の行爲であると云ふことに異論のない、此人權蹂躙の事柄が、遠慮會釋なく行はれて居ると云ふのは何が故であるかと申しますれば、手續法たる刑事訴訟法に於ては、堅く禁じてあるに拘らず、此規定を無視せられまして、不都合の行爲を致しました公務員を、處罰する所の刑罰法規が缺けて居る爲であるだらうと、私は固く信じて居る次第であります、故に茲に本員は刑事訴訟法を無視し、吾々の人權を蹂躙する不都合の行爲を罰する爲に、此刑罰法規を設けやうと云ふ爲に、此法案を提出した次第でございますが、惟ふに政府當局に於かれましても、無論此規定の制定には御賛成下さることであるだらうと思ひまする、若しも政府に於きまして從來の如く不都合の事を行ふ所の官吏を擁護する目的で、此規定の制定に御反對になると云ふことになりましたならば、刑事訴訟法の第九十四條の規定は、全く徒法に歸する虞があるのみならず、吾々の人權はどうしても之を擁護することが出來ない結果に陥る次第でございまする、故に此點から考へまして、本員は僭越ながら此刑事訴訟法の――刑法の改正案を提出致しました次第でございます、どうぞ滿場の諸君御賛成を願ひたい。

○高木益太郎君　議長。

○議長(大岡育造君)　高木益太郎君。

○高木益太郎君　提出者に質問がございます、提出の御趣意は官僚の壓迫を防ぎ、人權を尊重すると云ふ點に就て、刑事訴訟法の第九十四條は空文に屬し法文の上に於ては「恐嚇詐言ヲ用ユヘカラス」と書いてあるが、制裁がない、故に此完全なる適用を圖り、有効なる規定をしたいと云ふ御趣意で御提案になつた、斯う云ふ御辯明でありまするが、それに付て二つの質問を致したいのであります、唯今の御提案を見まするると「恐嚇又ハ詐言ヲ用ヒテ訊問」と斯う書いてある、さうしますと、現行犯に就ては、檢事、警察官、憲兵は訊問權がありまするけれども、檢事、警察官、憲兵と云ふものは、非現行犯に就ては訊問權が無い、即ち搜索權の働に依て聽取をする丈である、其聽取をすることは十中の九である、現行犯として訊問する場合は、十中の一も無い位である、然るに提案者の提案に依ると、訊問の場合に限ることになつて居るから、訊問以外の非現行犯の場合はどう云ふ思召にするのであるか、唯だ斯の如き訊問以外の搜索權の活動の爲に、檢事、警察官、憲兵が横暴の行爲が多い、其横暴の行爲の多い場合に於て、何等の制裁を科せぬことになると、折角完全なる適用、有効なる規定をしたいと云ふ御精神が貫徹しないことになる、即ち提案者の提案は、訊問權の場合に限つて、搜索權の場合に於ては何等の提案が無いと云ふことは、どう云ふ譯であるか、是が第一の御尋の趣意であります、第二の御尋の趣意は、此御提案の場合と云ふものは、人民と人民との間の爭の場合ならば宜しいのでありますが、檢事又は檢事の手足なる警察官、憲兵等と人民との爭の場合、即ち官僚の最も辛辣なる權利を持つて居る者と人民との爭、其場合に於て縱令如何なる條文を作つても檢事が唯だ起訴權を持つ丈では働が付かぬ最も適切なる例は大隈内閣の時に檢事の、指揮命令權を持つ所の尾崎司法大臣が、遂に大浦某と云ふ瀆職の巨魁に對して起訴をせしめなかつた、司法權の上に於て甚だ偏頗不公平なりとの觀念を國民全體が持つたことである、是は著しい事であるが、是等の事實は幾らあるか知れない、檢事が自分の仲間若くは自分の手足なる警察官が、人民に向つて辛辣なる行爲をなし、壓迫を加へる、それを人民から申告をする、自分の同僚であるが故に、往々之を檢擧することをしないのである、そこで赤尾君の提案に依ると此場合に於ても完全なる適用を圖り、有効なる規定をすると云ふ思召で出された以上は、此檢事單一の起訴機關でやることは、如何であらうかと思ひます檢事のみが起訴權を持つ國は日本許りである、佛蘭西の如き、被害者が原告人となつて起訴權を持つとか、或は獨逸の如きは、此檢事も起訴しなかつた場合は、告訴告發に依て裁判所の決定で以てやる、例へば尾崎君が大浦と云ふ人を檢擧しなかつた場合に他の機關が之を檢擧する、斯う云ふやうなことにしないと、檢事は自分の同僚の仲間の横暴檢事を起訴すると云ふことは、是は名義丈に於ては言はれるけれども、實際に於ては中々六ケ敷い話である、それ故に之を有効完全なる適用を圖らうと云ふのには、單に檢事に起訴權を與へた丈では面白くないと思ひます、尚ほ又進んで言へば、赤尾君が居られる横濱では、隨分人權蹂躙があつたやうの風説でありますが、例へば横濱の辯護士會の決議で、辯護士會長が起訴するのも一策である、何か茲に一つの法規を作り、檢事單一のものでなくして、外の方法をやらなければ、仲間のあらを許くを防ぐと云ふ實際傾向がある、此點に於てどう云ふ御成案を御持ちになつて居るか、此二點に就て賢明なる赤尾君の説明を求めます。

○赤尾彥作君　議長。

○議長(大岡育造君)　赤尾君。

○赤尾彥作君　簡單ですから自席で御答致しまするが、先輩にして且つ刑法に精通せられた高木益太郎君から御賛成の意味に依る御質問がありましたから謹んで御答を致します、勿論本員も非現行犯の場合に於ては、檢事若くは司法警察官が、刑事訴訟法に依る訊問を爲すことの出來ないと云ふことは能く存じて居ります、從て本員の此提案を致しました目的は、文字に於て或は穩當でなく、文字が――訊問と云ふ文字が使はれて居るかどうかは存じませぬ、要するに司法警察官なり檢事なりが、或事件に遭遇して被告人の取調をする場合に、其被告人に對して問を發し答を得ると云ふ時に、恐嚇若くは詐言を用ひて取調をした場合には、嚴重に罰したいと云ふのが

本員の提案の趣意になつて居る、それから第二には大隈内閣の當時に、檢事が犯罪事件があるのに拘らず、起訴をしない實例があるが故に、此案のみでは其目的を達する事が出來ないではないかと云ふ御問のやうでございまするが、それは檢事と云ふ其人が自己の責任觀念に乏しい檢事が居る場合にはさう云ふ事があるかも知れませぬが、若し責任觀念の心得のある檢事が此職に在りまする場合には、さう云ふ心配もあるまいと思ふ、又地方裁判所に於きましてさう云ふ不都合の檢事がありました場合には、それは監督する所の控訴院の檢事もあるし、大審院の檢事もありまするから、さう御心配には及ぶまいと思ひまするし、殊に御尋の趣意は、不都合の檢事があるからと云ふて、此法律の制定に御反對をなさる理由にはなるまいと思ひます（高木益太郎君「反對ではない」と呼ふ）どうぞ司法當局者に於きましてさう云ふ不都合の檢事は、宜しく遠慮なく免職せられんことを私は玆に特に申上げて置きます、（笑聲起る）

○岩崎勳君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎君。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に反對はないと認めます、仍て本案は議長指名九名の委員に付託することに決しました、日程第五、爆發物取締罰則廢止法律案の第一讀會を開きます、提出者磯部尚君。

第五　爆發物取締罰則廢止法律案（磯部尚君外五名提出）　第一讀會

爆發物取締罰則廢止法律案

明治十七年太政官布告第三十二號爆發物取締罰則ハ之ヲ廢止ス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔磯部尚君登壇〕

〔拍手起る〕

○磯部尚君　爆發物取締規則の廢止は、今日少くとも在野法曹の間には齊しく唱道せらるる輿論となつて居るのでございます、既に第三十九議會に於きましては、各位の御協贊に依りまして、本院に於ては滿場一致を以て御可決になりましたのであります、然るに會期切迫の爲に、貴族院に於きましては、未だ御審議に及ばずして、其儘に相成りました案でございます、當時委員會に於きまして、政府委員は本則が各國の立法例に比較對照致しまして、其刑が頗る峻嚴であると云ふことと、條規の按排宜しきを得ず、法文の措字頗る難澁なるものあつて、早晩修正を要するものであると云ふことは、是は明かに豐島政府委員より說明せられたのであります、然るに本日に至る迄之が廢止案は勿論、何等の修正案をも御提出に相成りませぬことは、本員等の痛く遺憾とする所でございます、本則は現在の制裁法規中最も古い法律でございます、御承知の如く明治十七年の太政官の布告でございます、當時所謂自由民權論が盛んに民間に鼓吹提唱致されまして、時の藩閥政府は頗る之が爲に、苦惱し煩悶致したのでございます、偶々加波山事件の突發に依りまして、慌てて獨逸の爆發物取締罰則令と云ふものを直譯し、寧ろ改惡をして此太政官布告と云ふものを提出致したのであります、即ち斯の如き狀態であつては、舊刑法の規定は手緩いと云ふので、極めて嚴刑酷罰を以て臨んで鬼面を被つて人民を威嚇せんとしたる極めて舊式の法律でございます、此罰則の第一條には「治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身體財產ヲ害セムトスルノ目的ヲ以テ爆發物ヲ使用シタル者及人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑ニ處ス」斯樣な規定になつて居ります、即ち爆發物を使用し、又は人をして使用せしめた者は縱令單に輕微なる傷害を與へましたに止まります場合は勿論、何等の傷害をも與へざる場合、何等の實害をも與へざる場合に於ても、又既遂の場合に於きましても、未遂の場合に於きましても、何等の裁量選擇を與へずして、一律に死刑に處すると云ふ殘酷なる法律なのであります、勿論酌量減刑と云ふことは、之れを與へることが出來ますけれども、既に基本が選擇を許さざる極刑――死刑でございますから極度の減刑を致しましても、尙ほ甚だ苛酷に過ぐると云ふ場合が澤山あり得ることは、想像が出來るのであります、のみならず斯樣に重刑酷罰を以て臨みましたる場合に於きまして、裁判の實例と致しまして、裁判官は動もすれば必要の度を超えて重く罰せんとするの傾向あることは、否むべからざる今日の狀態でございます、外國の立法例を調べて見まするると云ふと、本則の死刑に擬しまする場合に於きまして、各國法とも場合は別つて居りますが、英吉利では無期又は三年以上二十年以下の懲役又は定役に服し、若くは服せざる二年以下の禁錮に處して居ります、母法でございまする獨逸に於きましては、死刑又は無期若くは五年以上の懲役に處して居ります、佛蘭西に於きましては、死刑又は無期若くは有期懲役に處して居ります、佛蘭西は一番重いのでありまず、各國法と比較致しまして一番重いのでありますが、是れは重かるべき當時の歷史上の事由があるのであります、丁度日本に於ける加波山事件の如き事變が御ざいまして、議場に爆彈を投じた者があると云ふことから、あの自由を叫びました佛蘭西に於いて、已むを得ず左樣なる峻嚴なる法律が出來たと承つて居ります、それでも有期懲役を規定致して居るのであります、瑞西の刑法に於きましては、餘程妙な文句で御ざいますが、殺人の癖ある者爆發物を用ゐ人を殺害したる場合に於きまして始めて之れを終身懲役に處すと規定して居るのであります、人を殺す癖ある者が爆發物を用ゐても死刑に行つて居らぬのであります、革命前の露西亞、所謂帝國時代に於きましても、斯の如き峻嚴なる法律が無かつたと云ふことを承つて居るのであります、進んで本則の第四條を見まするると、措字極めて杜撰の法文でございますが之れを解すること難澁でございますけれども、正犯の實行の無き場合に於きまして、敎唆者に對して重懲役を以つて臨むと云ふ法文でございます、第五條は所謂從犯に擬するに重懲役を以つて臨んで居るのでございます、此の第四條第五條の如きは、實つは共犯の今日の刑法上の原理と云ふものと全く矛盾扞格して居ります、流行語を以つて申したならば不徹底極まる法律なのであります、元來正犯を缺きましたる場合に於ては、犯罪は不成立に歸すべきなのでありますから、無罪となるべきものなのであります、然るに之を場合を論ぜず殆んど酌量すべき餘地を與へずして、之に重刑を科して居ると云ふやうな法律であります、從犯に對して重懲役を科する如き事は、實に殘酷なる事想像するに餘りあるので從犯であるのに、正犯敎唆者と何等軒輕なく、同じく重懲役を科して居る如き、全く共犯に關する觀念と扞格し、相容れざる苛酷なる法律なのであります殊に御注意を願ひますることは、現行刑法施行法の第二十二條の第二項に於きまして「本則第十條ハ之ヲ廢止ス」と云ふ規定があるのであります、こゝには一寸うつかり讀みますと、諸方の目にも止まらぬ所でありますから御注意を煩はしたいのであります、其十條には斯うあつたのであります「本則ニ記載シタル重罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第八十條及第八十一條ノ例ヲ用ヒス但シ十六歲未滿ニシテ是非ヲ辨別ナキ者ハ刑法ニ從フ」とあつたのであります、十六歲未滿にして是非善惡を識別するの智力なき者に限つて其罪を論ぜざるに止まり、其他は未成年者なるも苟も所爲の善惡を識別するの智力ある者の爲したる所爲たる以上は、罪を犯す意思の有無に關せず、之を極刑に處せざるべからざることになつて居つたのであります、單に爆發物に關すると云ふ故を以ちまして、子供に科するに大人と齊しく極刑を以て臨むと云ふことになつて居つたので御ざいまして、是では餘程酷であると云ふ議論が法典調査會に於て起りまして、それで此現行刑法の出來まする時に、此條文丈は削つたのであります、現行刑法は御承知の如く十四歲に滿たざる者の行爲は之を罰せざることになつて居りますけれども、舊刑法の如く一定の年齡者に付ては減輕し、一定の年齡の者に付ては、責任能力ありや否やを判定するものとするの差別だも設けてないのであります、即ち十四歲を限りと致しまして、其以上は絕對責任者と絕對無責任者とを區別するに過ぎないのでありますから、此第十條と云ふものを廢しました結果は殆ど無意義と言はんよりは、寧ろ一層苛酷となりたるのであります、即ち舊刑法の適用で御ざいましたならば二等を減輕すべきものが餘程あるに拘はらず、現行刑法は極端に減刑しても一等にしか過ぎないのであります、十六歲以下十四歲以上の未成年者が人に唆かされて爆發物を玩弄に致しますと云ふと、之を爲すの犯意あると否とに拘はらず、此者を無期徒刑に處するより外裁判所はどうすることも出來ないと云ふ規定になつて居ります、事件が餘り起らないから、此法律の不都合なること、苛酷なることが、國民の目に反映致しませぬが、之を放つて置けば如何なる事犯が出來て、國民を戰慄せしむべき働きがあるかと云ふことは、想像に餘りあるのであります、十四歲以上と云ふても、世間の風波には慣れて居りませぬ、人情の機微には觸れて居りませぬ、偏へに感情に制せられて、自立の意思

確ならざる者、殆ど無意識なる憐れむべき少年に臨むに、無期徒刑の如き極刑を以てするが如き、不條理不徹底の法律に改惡せらるることゝなりましたのは蓋し立法者の手落ゝ甚しいと存ずるのであります今日迄裁判所が本則に依て所斷したる實例を統計に徴して見まするに、多くは立法者の杞憂せられました如き無政府主義者、淺薄なる社會主義者抔に此罰則を適用した例は殆ど無いのであります、一つか二つしか無いのであります、爆彈事件としてたつた一人一寸關係して本則に問はれたのでありますが、多くさう云ふ立法者の杞憂する如き場合に適用されたる實例は無いのであります、さうして統計に依ると毎年十件位適用された例があるが、何に使つたかと言ふと、鑛山の工夫が色情關係を以て、自分の手近に在る「ダイナマイト」を持出して對手方を襲撃した場合の如きが、重に此爆發物規則を適用されたに過ぎないのであります、本則に於て罰せらるべき總ての犯罪及本則に於て罰せらるべく想像し得る總ての犯罪と云ふものは、細大洩らさず刑法の規定に依て夫々處罰の出來ることになつて居るのであります行政上の取締と致しましては、銃砲火藥の取締法と云ふものも御ざいます、内外觀共に推移せる時代思潮に伴はず、刑法の進步改善に副はざる本則を存置するの必要は毫末も無いのであります、殊に況や本則第八條の如き、事後に於て既に犯罪を防止し得べき時期を過ぎ去りたる後に於ても、本則に關する犯人あることを認知したる時は、直に警察官吏若くは危害を被むらんとする人に告知するの義務を負はしめ、さうして之に違ふ者に制裁を加ふるが如き、是は裁判所に依て實は見解を異に致して居ります、東京地方裁判所の如きは、無罪の判決を致しましたが、控訴院並に大審院は、此の如き場合に於て矢張有罪として、詰り何年かの懲役に處した實例も諸君の目の前に轉はつて居るのであります、計かざれば直からずと強ゆるものにして、全く人情を無視し、正義の觀念に背反せる、全く野蠻の法律と申しても私は敢て過言でないと信ずるのであります、法律は申す迄もなく、冷かなるが故に尊いものではないのであります、法律思想の向上しましたる今日、此の如き峻嚴沒理なる法律を存置するは、國家の體面より論じても恥辱であると私は信ずるのであります、時代の變遷は舊刑法を不備不當なりとし、現行刑法が必要なりとして世の中に出たのであります、然るに獨り明治十七年太政官布告たる本則のみ此必要に漏るゝことはないと思ひます、儼乎たる刑法典以外に、更に幾多の小刑法と云ふものを存しまするとは體裁から申しましても便宜の上から申しましても條理の上から申しましても、策の得たるものでないと信ずるのであります、今日は總ての法律を畫一し洗錬せらるべき時期であります、政府者は告朔の餼羊として、古法の典型として、之を廢止するは或は鷄肋の嘆あるが如く、之を廢止するの勇氣なきは、甚だ私共感服することが出來ぬのであります、どうぞ斯樣に酷なる古法は、毫も存置するの必要なき法律でありますから、各位の御協贊を仰ぎまして、前回の如く全院一致で同樣通過せられんことを希望する次第であります(拍手起る)

○岩崎勳君 本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議は御異議ないものと認めます、仍て本案は議長指名九名の委員に付託することに決します——日程第六私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案の第一讀會を開きます、提出者林毅陸君。

第六 私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案(有森新吉君外一名提出) 第一讀會

私立學校及公益法人ノ用地免租ニ關スル法律案

第一條 左ニ揭クルモノノ用ニ供スル土地ニ付テハ納税義務者ノ申請ニ因リ其ノ地租ヲ免除ス但シ有料借地ハ此ノ限ニ在ラス

一 私立ノ幼稚園、小學校、中學校、高等女學校、實業學校及專門學校

二 前號以外ノ私立學校ニシテ大藏大臣ニ於テ指定シタルモノ

三 日本赤十字社、恩賜財團濟生會其ノ他勅令ヲ以テ指定シタル公益法人

第二條 前條ニ依リ地租ヲ免除スヘキ土地ハ幼稚園及學校ニ在リテハ校舍、寄宿舍、圖書館其ノ他必要ナル附屬建物ノ敷地、運動場、實習用地及保育又ハ敎授上直接ノ用途ニ供スルモノニ限リ公益法人ニ在リテハ事務所ノ敷地其ノ他事業ノ執行上直接ノ用途ニ供スルモノニ限ル

第三條 府縣市町村其ノ他ノ公共團體ハ本法ニ依リ免租セラレタル土地ニ對シ租税其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス

附 則

本法ハ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔林毅陸君登壇〕

〔拍手起る〕

○林毅陸君 本案は、有森新吉君と私との提出になつて居るのでありますが、私より概略の説明を申上げることに致します、此私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案は、是迄も既に度々議場に提出せられて、諸君の御協贊を得た案であります、不幸にして貴族院に於て審議の時期足らざる爲に、今日迄尚ほ是が法律と成り得ずに居るのであります、概略今迄の歷史を申しまするると、大正二年に此私立學校の用地免租に關する法律案が、久保通猷君に依て提出せれまして、それが一旦衆議院を通過致した事があります、但し貴族院に於てはそれが議了に至らなかつたのであります、大正三年の春再び此案が提出せられまして、委員會に於て審査中に、時の政府より案を提出になりまして、其二つの案が同一委員に於て審査されまして、可決せられたものが即ち此案であります、此案は詰まり初め私立學校に關して久保君が熱心に議會で唱へて居られましたる所の趣旨と、其上に更に公益法人の、例へば日本赤十字社恩賜財團の濟生會、其他勅令を以て指定したる公益法人、斯う云ふ者も同時に加へる方が適當であらうと云ふ事を時の政府が考へられまして、兩方の趣旨を合せての此案を政府から提出になつたのであります、それが大正三年の春でありまして其案が大正三年二月に衆議院を通過し、貴族院に送付せられたのでありますけれども、不幸にして議了に至らなかつた、而して大正五年一月に、私が三土忠造君と國民黨の相島君と三名で、此案を再び茲に提出を致して

〔此時議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く〕

○林毅陸君 同じく諸君の御協贊を得ましたのでありますけれども不幸にして貴族院に於て議了に至らなかつた、即ち其同一案を茲に復た提出致した次第であります、故に極く初めから申せば餘程度々になつて居りますが、尠なくも此處に提出せられた形に於てのものと致しましても、是が既に三回目であります、二回は此形の儘で衆議院を通過致して居るのであります、故に大體は諸君に於ても、此案の趣旨は御承知の事と存じます、餘り長く此内容に付て説明を致す必要は無いと存じます、要は私立の幼稚園、小學校、中學校、高等女學校、實業學校、專門學校、其他大藏大臣に於て指定したるもの、或は日本赤十字社、恩賜財團濟生會、其の他勅令を以て指定したる公益法人、斯う云ふもの、用地の免租を行ふ、而して其用地の免租せられたる土地に對しては、各種の公課を課する事をさせない、斯う云ふ趣旨のものであります、之に付ては金額がどれ程に上るであらうかと云ふ事が、第一に問題になることでありますけれども、實行上に於ては、數萬圓若くは十萬圓に足りない位の範圍であらうと私は考へて居ります、是は細かな事になるのでありますからして此處に申す必要は無いのでありますが、唯だ御參考までに一寸申します、數年前是が委員會で調査せられた場合に、政府委員から斯う云ふ説明のあつた事があります、宗教に關してなり、慈善事業なり、敎育なり此等に關する一切の公益事業の建物の敷地の地租を調べて見ると幾らになるかを大要見積つて見る所が總額約十六萬六千圓程である、尤もそれは色々請願であるとか、陳情であるとか、建議などもありまして免租を願出てあります、此各種類のものそれを全部免租するとしたならばどれ程になるかを調べて見たのに、十六萬六千圓になるやうであると云ふ事を大正二年の委員會に於て政府委員が言はれた事があります、勿論是は正確な數字と申す事は出來ますまいけれども、殊に今日は又多少の變動はあるか知れませぬが、さりながら全部を合せても凡そ夫位の事でありまして、其中に學校の敷地は幾ら含まれて居るかと云ふことは不明であると、當時政府委員が言つて居りましたのであります、夫位の程度のものでありますから、財政の上から見ますれば實に微々たる問題である、併ながら敎育を尊重し、敎育の事業を奬勵すると云ふ趣旨から申上げますれば決して微々たる問題では無いのであります、金額の微々たるを以て此問題を輕んずることは出來ない、申す迄もなく敎育は國家的の事業でありまして、私立の學校に於いて有志者が醵金を致し、敎育の事業に從事すると云ふに付きましては、寧ろ國家より出來

る限り奬勵を與へ、保護を爲すべき程のものであると思ふ、其の者に對して國家より租税を課すると云ふことは甚だ不當のことであります、今日に於いても私立學校に對し、或者には國家より若干の奬勵金を與へて居るものもあり、或は皇室より恩賜金を下さつて居ると云ふやうな種類の者も中にはある、夫程のものでありますのに、それに對して、國家が租税を課すると云ふことは、如何にも當を、得ないことである、斯の如きことは多く論ずるを俟たないことでありまして、曾て亞米利加の「エリオット」教授が日本に來遊せられたとき、教育の状況を視察の際日本では私立學校が國家より租税を取られて居ると云ふ事に對して實に驚くべき事である、甚だ教育を重んずるの文明國として、了解し難き事であると言つて、ひどく驚かれたと云ふことを承つて居りますが、實際文明國として是は恥づべき一種の恥辱の事ではあるまいかと思ひます、尚ほ近來御承知の通り學校は官立、公立私立と云ふ區別を問はず、總て平等に待遇すべきものであると云ふが、刻下各方面に亘つて定論になつて居る事であります、文部當局者に於ても此趣旨に於て學制案を攻究し、又近くは大學令を制定すると云ふ御趣意であると承つて居りますから、此官私の別を問はず、學校は平等に取扱ふべきものであると云ふ主義を取るに付きまして、經濟的――金の上に於て一方は租税を課する、一方は租税を課さないと云ふ、此大なる不平等を第一に撤廢しなければならぬ筈であります、或は特權の――待遇上に於てさう云ふ種類の事柄に、平等の取扱をすることも必要でありますが、實際上の財政上の事に付きまして、一方には財政上の負擔を餘計加へる一方は無税であつて負擔を課さないと云ふ、此不平等、此不公平と云ふものは、第一に撤廢すべき必要のある事と思ふのです、それで國家が自分の手に依て爲さねばならぬ事を、民間の有志家が醵金を致して教育の事業を行ふに當つては、國家は進んで之を補助し之に感謝せねばならぬ程のものであるのにそれに向つて色々不平等の待遇を致し、苦痛を與へると云ふ事は、甚だ當を得ない事でありますから願くは速に撤廢を致して、矢張官立公立と同じく、私立に對しても地租を免ずると同時に、其他の公課を免ずると云ふことになるやうに致したいと希望するのであります、さう云ふ趣旨のものでありまして極めて趣旨は簡單なものでございますが、其含む所の主義は甚だ重要なものでありますから、願くは從來同樣に御賛成あらむことを希望致します(拍手起る)

○岩崎勁君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられむことを望みます。

○副議長(濱田國松君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議はないと認めます、岩崎君動議の如く、議長指名九名の委員に付託することに決します――日程第七、日程第八は同一委員に付託致しました議案でありますから、一括議題と爲すことに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議はないと認めます、仍て日程第七、家祿賞典祿處分に關する法律案、日程第八、沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案、兩案の第一讀會の續を開き、委員長の報告を求めます――原田十衛君。

第七　家祿賞典祿處分に關する法律案（川原茂輔君外十六名提出）第一讀會の續(委員長報告)

第八　沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案（川原茂輔君外十六名提出）第一讀會の續(委員長報告)

〔原田十衛君登壇〕

○原田十衛君　本案委員會の經過の概要と、其結果とを簡單に御報告申上げます、本案の委員會は、前後三回開會致しまして、政府の所見を叩きまして、其末議案全部其儘可決致したのであります、本案の内容に付きましては、既に提出者より十分説明になつて居ることでありますから、特に玆に之を繰返すことを省きたいと思ひます、唯だ其要は、明治三十年法律案第五十號に依りまして、舊士族の家祿を受くべき者が、尚ほ受けずしてあつた者に對して、之を救濟すると云ふ法律でありましたが、此救濟に漏れた者が尚ほ有るのでありますから、之を更に大正七年十二月末日迄此救濟の途を開きたいと云ふのが本案の趣旨になつて居るのであります、之に對しまして政府は、既に法律第五十號に依て十分に救濟し得られたものであるから、更に斯樣な法律を設くる必要はないと云ふこと、反對を表明されたのでありますが、併ながら委員會に於ては、今尚ほ此法律第五十號に依て救濟し得られざる者が續々とありまして請願等も年々出て居る次第でありますから、尚ほ之に對して救濟の途を與へる事が必要であると云ふことになりまして、全會一致を以て原案を可決したのであります、尚ほ此法案は、第三十七議會に於ても既に本議院に於きましては、全會一致を以て通過した議案でありますから、今回も尚ほ全會一致を以て御決定あらむことを希望致します、此段御報告致します(拍手起る)

○副議長(濱田國松君)　清水市太郎君。

〔清水市太郎君登壇〕

○清水市太郎君　本案に賛成の意見を述べるのであります、本案は委員長の報告通り、委員會に於ても全會一致で賛成のあつた案であります、又三十七議會に於ても、全會一致で衆議院を通過しました、貴族院に回りまして議案審議中に、議會の期間を經過した爲に御流れになつたのであります、唯だ政府委員が三十七議會に於ても、又今期の委員會に於ても反對を述べられて居りますが、其反對を爲さる理由が、一は事實上に相違した事を想像せられて反對せられて居るのである、一は法理上甚だ穩當でないと云ふことを理由なりとして御考になつて、反對を述べられて居るのであります、其二點を辯駁して置くことが、貴族院へ回つてからの御參考にもなる事と考へますから、一言之を辯駁致したいと思ふ、政府委員に於かれましても、或は委員諸君の考へられるが如く、出願漏の者もあるであらう、併ながら是は甚だ少ないと思ふ、斯う云ふ事を斷定して居られる所が其點に於ても大に相違して居るのであります、此出願漏は、種々なる理由からして出願漏を致して居る者が非常に多い、大體明治三十年の法律第五十號と云ふものは、一年間の期限を附しまして、其期限内に出願致さない者は出願することが出來ない、それから又明治四十二年に、法律第二十一號と云ふものが出ました、其法律に依りまして、大藏大臣の不當處分に對しては、行政訴訟を持出すことが出來ると云ふことになつて居りますが、是亦六箇月の期間しか與へてないのであります、第一に、明治三十年法律第五十號の、一箇年の期間内に出願漏をした者、又其時に出願致しましても、尚ほ四十二年の法律第二十一號の、所謂行政訴訟を持出す事の出來るやうにしました其期限が、六箇月でありまして、其六箇月に漏れて行政訴訟を持出さなかつた者もある斯の如く共に法律期間が短いので、出訴又は出願をしない者が澤山ある、出願を能う爲さなんだ理由には尤もな者が幾らもある、例へば當時訴訟費用、出願費用を支辨することが出來ない爲に、出願に漏れたり、或は又法律上の手續が、可なり錯雜した文句で法文が書いてありまして、手續をすることが出來ないが爲に出願漏をした、或は御案内の通りに、舊士族は非常に困つて仕舞ひまして、一村を擧り、一郷を擧げて、北海道に移住したとか何とか云ふことで流離顚沛の間に期限を失つた者もある、又當時武士氣質と致しまして、國家に對して、當り不足の祿を是非貰ひたい、金をもう少し餘計貰はなければならぬと云ふやうなことを言ふて出るのは、士族の體面上恥づべき事である、斯う云ふやうな事を考へて出願しなかつた者もある、それから又證據物を蒐集することに非常に期限が掛りまして隨分久しい以前のものでありますから、證據書類がどうも十分に集らない爲に、遂に出願漏をした者もある、又法律が與へたる所の期限が餘り短くて、一年乃至六箇月に出願又は訴訟を持出さなければ、其要求をすることが出來ないと云ふやうな、短期間の爲に出願漏をした者もある、斯の如く列擧しますれば、實に出願漏をしたのは已むを得ぬ、氣の毒な同情を表すべき事情の下に出願しない者が澤山ある、此邊の事情を政府委員は御了解が無い、出願漏をした者があるかも知れぬけれども、自分の權利に關する事であるから、必ずそれを等閑に付して置くやうな事はないであらうと思ふから、先づ其大多數は出願したに相違ないから、再び斯の如き法律を發布して、さうして救濟を與へるの必要は無い、斯う云ふ誤つた御判斷に基いて反對であると云ふ、此事情は吾々衆議院の直接に人民に接近することの頻繁なる者は、周密に其の事情を知つて居るのであります、此の點は願くば政府に於かれましても、吾々の見て居る所の――目擊して居る所の事實を御信用あつて、此の案を御賛成あらんことを望むのであります、第二の法理上政府委員の言はるゝ所は、極めて不穩當な所があると思ふ、是も諸君は十分御了解の事でありますが、政府

委員が貴族院に行つて申される處がありますから、一言辯駁して置きたいと思ひます、政府が期限を與へて、其の法律の期限内に持出さなかつた者には、重ねて法律を發布して救濟を與へる必要は無い、斯う云ふ一應御尤な、一應辯護士でも言ひさうな理窟を並べられますが（是れは國家を代表するところの——斯の如き法律に對して、政府委員として述べらるゝ理由とはならないと思ふ、何となれば謂はゞ消滅時效である、一定の年限を經過したものは、縱令借金があつても拂ふに及ばぬ、是は消滅時效を主張するのであつて、辯護士が個人間の權利義務を主張するなら是は適當である、民法の規定には斯の如き規定もある、併ながら民法に於きましても、是は便宜の方を基として規定された法文であつて、絶對に法理上から尊重すべき法文でないと思ふ、借りたものは借りた、借金は百年經つても借金に相違ない、然るに十年とか、五年とか、期限を經ては拂はぬでも宜い、法律は反證が無くても拂つたものであると推定すると云ふ下に、借金を免れて仕舞ふのでありますが、斯の如きは實に絶對の正義公正を基とする所の法律案から見れば、不當なる規定である、個人間でもさうである、況や國家が個人に對する場合に於て消滅時效を主張して、一定の年限を經たならば拂ふべきものを拂はぬでも宜いと云ふことは、國家が個人に對する場合に於て言ふべき事ではないと思ふ、現に、臺灣の如きは、此消滅時效と云ふものは無い、百年經つても借金は借金として、個人間の關係に於ても、臺灣人の間には百年經つても借金として拂つて居る、斯の如く消滅時效が不徹底なものであつて、公正正義の上から不穩當であると云ふことは、現に實例を我が領土内に於て示して居る（個人間に於て且つ然り、況や國家が個人に對して、國家に此舊士族に對して、支拂ふべきものであると云ふことを認めて居るけれども、期限内に請求しなかつたから、最早國家としては拂はないと云ふことは如何にも千年一萬年其以上を生命とする所の國家として、此五十年百年を期限とする所の個人に對して、さう云ふ消滅時效を主張して、仕拂ふべきものを支拂はないと云ふことは、法理の上からも私は受取ることが出來ない、政府委員に於ても、此消滅時效、或は法定の期限を楯に取つて、最早期限か濟んだ以上は、如何なる事情かあつても、再び救濟することは出來ないと云ふやうな窮屈な御議論は、此際撤回せられんことを望むのであります、此二つの理由に依りまして、政府委員の反對せらるゝ理由は、甚だ私は不穩當に非ざれば、事實に大に相違した御辯解であると考へるのであります、反對は不當であると思ふ、況や先刻申します通り、一般士族に對する家祿賞典祿に對しては、明治三十年法律第五十號が一年間しか期限を與へない、四十二年の行政訴訟を持出す所の法律は六箇月である、又沒祿處分は明治二十七年法律第二十一號は、三箇月以内に其國事犯の判決を言渡した裁判所の證明、若くは裁判所から事務引繼を受けた官廳の證明を三箇月以内に取つて、其の證明を取つてから一箇月以内に願出でなければ給與を受けることが出來ないと云ふ窮屈な規定がある、而して是は三十年の法律第五十號に依て出願せよと云ふことになると、法文の不備の爲に、是亦適用を許さぬと云ふ裁判などがある、是は益々以て一般士族に對する救濟を與へると同樣な救濟を、此沒祿處分に會つた所の士族の家祿賞典祿に對しても、此沒祿處分に對する賞典祿の處分を要すると云ふ意味であります、斯の如き意味に於きまして、どうしても斯う云ふやうな事情の下に、出願漏をしたり、訴訟を持出すことが出來ないで、期限を經過して仕舞つた者か、全國到る處に在ると云ふことは、事實であると云ふことを吾々が訴へる以上は、政府に於かれましても之を信頼されて、此案に同意せられんことを望むのであります、現内閣は社會政策と云ふことを加味されて、正義にして貧窮なる者は保護し勤勉にして弱き者の味方になる、斯う云ふ意味に於て、色々法案なり豫算なりの上にも現はれて居る位で、現内閣は方に斯の如く天下一般に充滿して居る此貧窮なる、士族、正義なる士族の爲に此法案の通過を賛成せられんことを切に望んで止まぬ、況や終りに臨んで政府に御注意申上げたいのは一千萬圓は明治三十年の法律第五十號の出た時に、舊士族の爲に公債を以つて給與するべきものと云ふ大凡の積りを立てられて、一千萬圓の公債發行の權限を與へられて居る、而して政府の言ふ所に依りましても、初めに三十七萬圓、後に百五十二萬圓より、まだ舊士族に對して給與して居ない、合計百八十九萬圓、即ち二百萬圓足らずの金額より給與 て居ない、殘る所の八百萬圓以上の公債と云ふものは、政府に其儘になつて居る、斯の如き餘裕を生じて舊士族に給與せずに置くと云ふことは、甚だ其當を得ぬ事である故に此殘る所の綽々たる餘裕ある公債發行力八百圓以上を以て、天下の舊士族を救はれると云ふことは洵に政府の御政策の上からも、將た事實の上からも將た法理の上からも當に賛成せられて、貴族院に於ても十分政府の意見を述べて、政府委員に於ても本案通過に努められんことを望むのである、而已ならず此名譽あり、誠意あり、全員一致を以て三十七議會に於て通過せる法案は、今期議會に於きましても諸君の御賛成を得て、貴族院に送付せられんことを望むのであります。

○副議長（濱田國松君） 別に通告がありませぬから採決致します。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長（濱田國松君） 兩案に就て第二讀會を開くべしと云ふ諸君の起立を求めます。

起立者　多數

○副議長（濱田國松君） 多數、二讀會を開くことに決しました。

○岩崎勳君　直ちに兩案の二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを希望致します。

○副議長（濱田國松君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長（濱田國松君） 御異議ないと認めます、仍て直ちに兩案の二讀會を開き、議案全部を議題に供します。

家祿賞典祿處分に關する法律案

第二讀會（確定議）

沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案

第二讀會（確定議）

「異議なし」の聲起る」

○副議長（濱田國松君） 御異議がなければ三讀會は省略せられて、本案は委員長報告通り可決確定せられたることを宣告致します——日程第九、優良職工表彰に關する建議案、提出者成田榮信君。

第九　優良職工表彰に關する建議案（成田榮信君提出）

優良職工表彰に關する建議案

優良職工表彰に關する建議

政府は速に優良なる職工に對し表彰するの途を開かれむことを望む

右建議す

「成田榮信君登壇」

○成田榮信君　優良職工表彰に關する建議案提出の大體の理由を申述べたいと存じます、勞働問題は御承知の如く、近來朝野の政治家が、擧つて研究調査をするやうなる時期に達したのでございます、勞働問題は一面社會政策から見ましても、亦工業振興の政策から申しましても、一日も緩うすることが出來ない大問題でございます、故に當議會の豫算委員會に於きましても、有力なる御議論が出たやうに承つて居ります、又勞働局を速に設けよと云ふやうな有力なる御議論も出たやうに承つて居ります、御承知の如く勞働問題は外國の歷史を見ましても、三世期に亘る程の長き重大なる社會問題として今に研究されつゝあるやうな次第でございます、幸に我國は外國とは事情も違ひ、國民性も違ひまして、外國の如く忌はしき惡思潮には染まつて居りませぬが、併ながら御承知の如く近來各地方に、或は同盟罷工となり、賃銀値上要求となつて、或は此惡思潮に囚はれはしまいかと云ふやうな傾向を示しつゝあると云ふことは、諸君と共に大に是は留意しなければいけない問題ではあるまいかと思ふのでございます、而して我國家として國民として、今日の場合最も注意をしなければいけない問題と申しまするならば、申す迄もなく此戰後に處する問題である、戰後如何にすべきかと云ふ問題か最も注意をせなければいけない問題と思ひます、尤も當面の問題と致しましても種々ありますが、國運國命に關係すると云ふ程の重大なる問題は、戰後の問題であらうと思ふのでございます、戰後の問題と申しましても種々ございます、或は國際問題もありませうし、財政經濟の問題もありませうが、就中私は勞働問題を以て一日も等閑に付せられない所の有力なる問題と心得て居るのでございます、殊に勞働効程を增し高めると云ふ工夫をすると云ふことが、重大なる政策の一と私は信じて居るのでございます、此事は戰後の問題と言ふのみならず、目下に差迫つたる重大なる問題と私は信じて居るのでございます、戰後を待つて解決すべき問題に非ずして、今日より解決に著手す

へき問題と私は信じて居るのでございます、我國富の充實を圖ると云ふことは、現在及戰後を通じて最も大切の問題でございます、國家の有らん限り、何時の世に於きましても、國富の充實を圖ると云ふことを致しませなかつたならば、國家の基礎を危くするのみならず、國際場裡に於ても、何時も落伍者の憂き目を見なければならぬのでございます、されば國富の充實を圖るの策はどうしたら宜いか、如何にすべきか、如何なる手段方法に依てやるかと云ふことを研究致しまするに就きましては、是は種々世間に於きましても有力なる御議論もあります、又計畫もある事でございますが、私の觀る所に依て見ますれば、産業の進歩改善を圖ると云ふ事が第一義であらうと思ふのでございます、併ながら唯々漫然として産業の進歩改善と申しましても、一向要領を得ませぬが、之を具體的に申しますれば、生産能力の增進、其中でも殊に勞働効程を增加すると云ふことが第一義であらうと私は信じて居るのでございます、歐洲交戰國に於きましても、御承知の如く此大戰の爲に勞働が破壞せられて、大に勞力の供給を減少したのでございます、之を如何にして補充すべきかと云ふことは、識者間に於ても餘程重大なる研究問題とせられて居るのでございます、而して此勞働効程を增進すると云ふ議論は、目下有力なる議論となりまして、之に付いては種々考案を立てつゝある次第でございます、我國の事情は歐洲交戰國のそれとは違ひますけれども、勞働効程を增進するの必要なることの一事は、同一なることゝ私は信じて居るのでございます、近來物價の騰貴は御承知の如く著しき現象でございます、其原因に付きましては色々ありませうが、戰爭の終了と共に下落する物もありませう、或は戰爭の終了前に於て低落する物もありませう、兎に角此物價の騰貴は戰後に於て多少の變動はありませうが、大體に於て變動はないものと見て宜からうと思ひます、通貨の關係から考へましても、物資の關係から考へましても、左樣に私は信じて居るのでありますが、物價が高ければ勞働賃銀も高く原料も高い、從て自然の結果として、生産費と云ふものが高まらざるを得ないのでございます、故に出來る丈安くすると云ふ工夫をすることが、最も大切なる事と私は信じて居るのでございます、それには勞働効程を增進すると云ふ事の外に策はないと思ふ故に私は此勞働効程を增進すると云ふことに付きまして、最も力を籠めて見たいと思ふ熱心を持つて居るのでございます、勞働者に教育を普及せしむると云ふことは、素より勞働効程を增進すると云ふ大原因でございます、又勞働者の保護の途を立てまして安心して其業務に從事せしむると云ふことも、固より勞働効程を增進せしむるに大切なることでございます、尤も是等の事は世間に於きましても、現在大に注意をして參りました、併し實際の設備と致しましては甚だ不十分であります、教育などゝ云ふことに付きましても、未だ何等見るべきものがない、唯だ一つ勞働保護策と致しましては、不完全ながら工場法がありまして、之に依て稍々端を啓きつゝあるのでございますが、議論はありましても、未だ勞働保險の制度さへ十分に確定しないと云ふ今日でございます、兎に角此二つの事は、多少世間で注意をして參りましたから、追々是等に付ては設備も出來ることゝ信じます、唯だ茲に一つ今迄何等注意を拂つて居らない事は、私共が茲に建議案を出しました所の職工に對する表彰の途と云ふものが全く沒却せられて居るのでございます、一體人間と云ふものは、唯だ物質上の關係のみで働くものでありませぬ、無形上の得喪、即ち名譽と云ふことが、場合には大に猛進し、大に奮闘する所の日本人は國民性を備へて居るのでございます、即ち金錢上の報酬が多いからと云ふて、人の向上心は必ずしも刺激するものではない、名譽を宛行はれる所の見込があるならば、大に向上心を刺激するものと思ふのでございます、私が優良なる職工に對して、表彰の途を開かんとする意味は、此邊に著眼したものでございます、優良職工をして益々奮闘努力せしめて、他の職工をして優良職工の範に入れて指導すると云ふことになつたならば、職工の技能は益々進み、其結果と云ふものは生産上に及ぼし、延いて國家の富源增進の上に資することが少ない事ではあるまいと思ふのでございます、表彰の方法は從來甚だ徹底しない事が多かつたのでございます、御承知の如く餘りに階級に囚はれまして、甚だ其仕事と、其實績實質に就て視ると云ふやうなる表彰の方法、之を見て居らぬやうでございます、此點に就ては私は成るべく其仕事其實質に依て、表彰の方法を十分に徹底さして見たいと思ふのであります、例へて見れば傳染病の血清療法を發明しました爲に、北里博士か勳三等を貰つたなどと云ふことは、頗る良い事でございます、官吏にして判任官の者は、如何なる功績があらうとも、如何なる實質の良い所の仕事、發明を企てても、其判任官格で表彰すると云ふことが從來の方式になつて居る斯樣なる事は宜しくない、東鄕大將が日露戰役に大なる國家に忠義を盡した爲に、伯爵を授けられると云ふことは、固よりの話でございます、併ながら職工が如何なる國益の事を企てても、職工程度で漸く一圓か二圓の御仕著同樣なる方法に依て表彰をすると云ふやうな方法は、私の望まぬ所でございます、我國の職工の狀態を唯今見まするに、工場法適用の職工は百五十萬程あります、其他鑛山の坑夫が五十萬、此職工の工場法適用以外の細い家族的の職工と申します者は、統計を取りまするど約百萬程あらうと思ひまする、して見れば三百萬、之を我國の人口六千萬人に致しますれば、約二十分の一程あると云ふやうな數であります、是等の働きの大部分と云ふものは、御承知の如く資本主の掌中に歸しまして、彼等は僅に生活を支ふるに足る程の賃銀に甘んじて居るのであります、而して彼等が一日工場にありまして、黒煙に埋められ、機械と共に棲息し爲に家庭の快樂と云ふものは是が爲に奪はれ、人生の幸福と云ふものは殆ど無いと云うても宜しいのであります而して彼等が工場にありまするや、其勞働時間其他の方法に付きまして、資本主の定めたる嚴重なる規則方法に依て、之を勵行せられて居るのでございます、勞働の自由とか契約とか申しますことは、唯だ表面上の事實にして、裏面から之を見ますれば、一種の奴隷と同じやうな悲慘なる境遇に居る者でございます、併ながら斯樣なる悲慘なる境遇に居る者の中にも、最も優秀なる技能を持つて居る者があるので、其仕事其事業の盛衰は、其職工の手の中にあると云ふ程の職工は幾らもあるのであります。

〔副議長濱田國松君議長席を退き議長大岡育造君議長席に著く〕

○成田榮信君　例へて見れば、製鐵事業に於ける火を見る職工の如き、其他鐵を揃へる職工の如き、或は造船或は鑛山、紡績、各種の事業に於きまして、技術者以上に此職工の熟練を要するものが多くあるのであります、斯樣なる者は固より相當なる工場、所謂資本主か――工場主が相當なる待遇はして居りますが深く私は國家として斯の如く優良な、技術熟練なる職工に對しては、十分なる表彰の方法を講じたいと云ふのが私の精神でございます、而も其等は二十年勤め、三十年勤め、一朝過らば直ぐ命に關はる程に一生懸命に働いて來ましても、一つも國家は是等に對して何等の涙も血も無いと云ふことでは國家の社會政策として果して當を得て居るものや否や、甚だ私は將來寒心に堪へないのであります（拍手起る）此の事は外國にも屢々色々な方法を研究して居るやうでございますが、多く外國の遣方は唯だ物質上のみに注意を致しまして、少しも精神上の注意を、向上進步と云ふことに著眼して居らぬやうであります、私の表彰の方法は幾らか精神上の方に入つて、彼等を指導善導して、工業勃興の今日、將來十分に彼等を激勵奮闘さして、國益を圖つて見たいと云ふのが、私の提出の根本の理由でございます、而して御承知の如く機械工業の如きも、實に近來は非常な盛なことになりましたけれども、まだ此外國から機械工業の輸入の總額を見ますと、明治四十年から大正二年迄の七箇年の統計を見ましても九千五十二萬三千圓、又戰後三年間の統計を見ましても七千六百八十八萬三千圓、斯樣にまだ莫大なる輸入を仰いで居る今日でございます、今後に於きましては此機械工業の方面に於きましても、十分に輸入を防ぐのみならず、輸出をすると云ふやうな時代が、專ら今日來て居る時期ではあるまいかと思ふ、之に對しましても最も優良なる職工を澤山造つて、此國運の進步に資すると云ふことは、最も適當な事と思ふのであります、社會政策の上から見ましても、工業振興の政策から致しましても、此事は一日も私は等閑に付する問題ではないと思ふ（「贊成々々」と呼ふ者あり）どうか何卒御同情ある御贊成を願ひたいと思ひます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名九名の委員に付託せられむことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議ないと認めます、仍て本案は議長指名九名の委員に附託することに決しました。

○岩崎勳君　日程第十以下に對して延會の動議を提出致します。
○議長（大岡育造君）　岩崎君の延會の動議に異議はありませぬか。
〔此時伊東知也君「反對致します」と呼ふ〕
○議長（大岡育造君）　延會の動議に贊成の諸君の起立を求めます。
起立者　多數
○議長（大岡育造君）　多數であります、延會に決しました。
〔此時伊東知也君「横暴だ」と呼ふ〕
○議長（大岡育造君）　是にて本日は散會致します。
午後五時十一分散會

○大正七年二月十九日（火曜日）
午後一時十九分開議
議事日程　第十二號
質　問
一　外交に關する質問（押川方義君提出）
二　對支外交に關する質問（樋口秀雄君提出）
三　本野外務大臣の誠意なき答辯に關する質問（望月小太郎君提出）
四　千葉縣安房郡の再選擧に關する質問（鈴木富士彌君提出）
五　物價調節に關する質問（紫安新九郎君外一名提出）
六　ルーマニア行醫師團の潰散に關する質問（土屋清三郎君提出）
七　小麥製粉類の買占に關する質問（橫山勝太郎君提出）
八　言論自由の妨害並人權蹂躪に關する質問（三木武吉君外一名提出）

第一　有價證券割賦販賣業法案（政府提出）　第一讀會
第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第三　衆議院議員選擧法中改正法律案（藤澤幾之輔君外四名提出）　第一讀會
第四　鐵道建設に關する建議案（根本正君外五名提出）
第五　警察官年功加俸令制定に關する建議案（松本誠之君提出）
第六　野岩羽鐵道建設に關する建議案（八田宗吉君外六名提出）
第七　東方調査局設置に關する建議案（伊東知也君提出）（委員長報告）

○副議長（濱田國松君）　諸般の報告を命じます。
〔書記朗讀〕
一政府より提出せられたる議案左の如し
大正四年度歳入歳出總決算
大正四年度各特別會計歳入歳出決算
大正四年度歳入歳出決算檢査報告
罹災救助基金法中改正法律案
一議員より提出せられたる議案左の如し
纖維原料政策及織物廣幅獎勵に關する建議案
提出者　武藤金吉君　工藤善助君
鑛業法中改正法律案
提出者　藏內次郎作君
物價調節に關する建議案
提出者　降旗元太郎君　武市彰一君
野村嘉六君
日本勸業銀行法中改正法律案
提出者　恒松隆慶君　井上角五郎君
藏內次郎作君　林　毅陸君
津田毅一君　林　平四郎君
安達謙藏君　久須美東馬君
佃　安之丞君　秋田寅之介君
高木益太郎君
農工銀行法中改正法律案
提出者　恒松隆慶君　井上角五郎君
藏內次郎作君　林　毅陸君
津田毅一君　林　平四郎君
安達謙藏君　久須美東馬君
佃　安之丞君　秋田寅之介君
高木益太郎君
輕便鐵道法中改正法律案
提出者　恒松隆慶君　井上角五郎君
藏內次郎作君　林　毅陸君
津田毅一君　林　平四郎君
安達謙藏君　久須美東馬君
佃　安之丞君　秋田寅之介君
高木益太郎君
軌道條例中改正法律案
提出者　恒松隆慶君　井上角五郎君
藏內次郎作君　林　毅陸君
津田毅一君　林　平四郎君
安達謙藏君　久須美東馬君
佃　安之丞君　秋田寅之介君
高木益太郎君
陰陽連絡廣江鐵道速成に關する建議案
提出者　恒松隆慶君
一議員より提出せられたる質問主意書左の如し
高等學校入學試驗制度に關する質問主意書
提出者　長峰與一君
〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕
一去十六日議長に於て選定したる委員左の如し
醫師法中改正法律案
八木逸郎君　工藤吉次君
土屋清三郎君　秋山金也君
正木照藏君　綾部惣兵衞君
櫻井兵五郎君　大林森次郎君
近藤達兒君
郡制中改正法律案
高橋光威君　阿部德三郎君
井上敬之助君　中野寅次郎君
橫山金太郎君　平山岩彥君
櫻井庄平君　松島　鐙君
神谷卓男君
刑法中改正法律案
清水市太郎君　赤尾彥作君
高見之通君　鳩山一郎君
井戸文四郎君　黑須龍太郎君
三木武吉君　富島暢夫君
湯淺凡平君
爆發物取締罰則廢止法律案
松田源治君　小泉策太郎君
磯部尙君　岡田榮君
鈴木富士彌君　野村嘉六君
井原喜代太郎君　田島達策君
村松恒一郎君
私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案
林　毅陸君　萩　亮君
頭本元貞君　土谷全次君
橫山勝太郎君　井原百介君
小林嘉平治君　橫井藤四郎君
有森新吉君
優良職工表彰に關する建議案
澤來太郎君　成田榮信君
兒玉好熊君　工藤善助君
松岡勝太郎君　大森與三次君
鈴木久次郎君　金澤仁作君
牧野鐵九郎君
一去十六日地租變更免租年期に關する法律案委員北井波治目君辭任に付其補闕として佐々木平次郎君を議長に於て選定せり
一去十八日徵兵令中改正法律案委員村松龜一郎君辭任に付其補闕として田中萬逸君を、市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案委員小山東助君辭任に付其補闕として野村嘉六君を孰も議長に於て選定せり
一去十八日地租變更免租年期に關する法律案委員會理事補闕選擧の結果左の如し
地租變更免租年期に關する法律案
理事佐々木平次郎君（理事北井波治目君補闕）
一去十八日委員長及理事互選の結果左の如し
醫師法中改正法律案委員會
委員長　八木逸郎君
理　事　近藤達兒君
郡制中改正法律案委員會
委員長　阿部德三郎君
理　事　松島　鐙君
刑法中改正法律案委員會
委員長　湯淺凡平君
理　事　高見之通君
爆發物取締罰則廢止法律案委員會
委員長　松田源治君
理　事　鈴木富士彌君
私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案委員會
委員長　橫井藤四郎君
理　事　萩　亮君
優良職工表彰に關する建議案委員會
委員長　澤來太郎君
理　事　金澤仁作君
一去十八日衆議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の如く變更せり

第一番　尾崎元次郎君
第四十三番　川眞田德三郎君
第四十五番　花井卓藏君
第四十六番　橋本太吉君
第四十九番　石原正太郎君
第五十番　北田豊三郎君
第五十一番　河野徹志君
第五十二番　松浦與三郎君
第五十三番　福田長五郎君
第五十四番　美濃部龍彦君
第五十五番　關原彌里君
第五十七番　中村靜興君
第五十八番　大林森次郎君
第五十九番　松田三德君
第六十番　佃安之丞君
第六十一番　津末良介君
第六十二番　横井藤四郎君
第六十四番　石川玄三君
第六十五番　堀尾茂助君
第六十九番　古川清君
第七十番　平田健太郎君
第七十一番　田島達策君
第七十二番　佐々木平次郎君
第七十三番　松島鼇君
第七十四番　山根正次君
第七十五番　飯田精一君
第七十八番　金杉英五郎君
第七十九番　富島暢夫君
第八十一番　尾崎敬義君
第八十二番　若尾璋八君
第八十三番　秋田清君
第八十四番　小川鄉太郎君
第八十五番　坂本金彌君
第八十七番　木下謙次郎君
第八十八番　津田毅一君
第八十九番　松井文太郎君
第九十番　上田彌兵衛君
第九十一番　吉田中君
第九十二番　北井波治目君
第九十三番　松本剛吉君
第九十四番　肥田景之君
第九十九番　河崎助太郎君

第百番　吉村鐵之助君
第百七番　金澤仁作君
第百八番　吉田三郎右衛門君

○副議長(濱田國松君)　是より會議を開きます、此場合諸君に御諮りを致します、第六部選出決算委員長尾元太郎君、常任委員辭任の申出がありました、許可するに御異議がありませぬか。

「異議なし異議なし」と呼ふ者あり

○副議長(濱田國松君)　御異議がないと認めます、許可の上は第六部の諸君は速に補缺選擧を行はれ、申出あらむことを希望致します——巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案の委員會、右を本會議中に開會致したき趣委員長より請求がありました、許可するに御異議がありませぬか。

「異議なし異議なし」と呼ふ者あり

○副議長(濱田國松君)　御異議がないと認めます——井原喜代太郎君より病氣に付、今十九日より二週間請暇の申出がありました、許可するに御異議がありませぬか。

「異議なし異議なし」と呼ふ者あり

○副議長(濱田國松君)　御異議がないと認めます、是より日程に移ります、外交に關する質問——押川方義君。

一　外交に關する質問(押川方義君提出)

外交に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年一月二十五日

提出者　押川方義
賛成者　今井嘉幸　外三十人

外交に關する質問主意書

宣戰の意義に關し遣米特命全權大使の宣明と國務大臣の說明とには多大の相違あり其の理由如何

右質問候也

○押川方義君　外務大臣の御出席が願ひたい。

○副議長(濱田國松君)　今御出席になります。

「押川方義君登壇」

○押川方義君　私は今日時局に關聯致しまして、外交問題に付て重要なる質問を致したいと思ひます、我輩と雖も外交の事、實に容易ならぬと云ふことは承知を致して居る、歴代の内閣の諸公は申す迄もなく、朝野の有名なる方々が此五六十年の間、極めて身心を勞されましたる事は、多くは外交問題であると思ひます、而も其人々の中には有能なる多才なる且つ智識もあり經驗もあり、殊に大識見を有して居られました人々も多くございます、其人々も尚ほ外交問題に付ては苦心慘憺を極められたのであります、決して是は容易なる事業であるとは考へては居らない、さりながら其人々に對する後輩は、最も心しなければならない事は、外交の方針を立てまする時分に、消極と積極との二樣を採られます、是迄我國家が大に國運を開き、進展を爲しましたる一の紀元に於きましては、必ず周到なる思想を持たる積極的方針を採られた事に依て居りますることは、諸君の御承知の事であります、今日は私外交問題に付てと申しまするが、殊に對米の事に付て承りたい事がある、此問題は事詔勅の意義及了解にも關係致しまする故に、又大日本帝國の威信にも關することでありまするし、我六千萬の同胞が要すべき所の覺悟に向つて指導を爲しまする事にもなりまする、又此日獨戰爭に付きまして、我日本全國の人々の覺悟を定めまする所の事にもなると考へて居ります、過る頃我日本より北米合衆國に向ひまして特派大使が派遣せられました、此石井大使が亞米利加に居られました時に、亞米利加の人々が石井大使を見ますることは、丁度桑港に上陸をせられて、彼地に於て市長の歡迎會に臨みまする頃に、其市長が亞米利加子爵の今回の使節は(「亞米利加子爵」と呼ふ者あり)　大日本皇帝陛下の代理であらせらるゝ故に、最も愼重なる考を以て遇せなければならないと云ふことを申して居る、石井大使が各處に於きまして、最も懇切なる待遇を受けられたることは、決して偶然ではありませぬ、所謂日本帝國が北米合衆國に於て、非常なる尊敬を受けましたのと、是は同じ事であります、然らば亞米利加に於て石井大使の一言一行は、是は取りも直さず日本國家を代表して、或は言說を爲し、或は行動をせられましたることであります、固より現内閣は嚴格なる訓令を與へたに相違ない、周到なる監視の下に、石井大使をして其使命を完からしめむが爲に力を盡されましたることは、信じて疑ひませぬ、而して石井大使が亞米利加に於て、此大戰亂に際して聲明を致しましたる所の事を、時々の報告に依て承知致して居りますが、是は各處の公會の席上に於きまして、或は又彼の國の當局者と會見を致しまして談議をしましたる時に、直接若くは間接に、亞米利加合衆國の對獨戰爭の目的は、日本の此對獨戰爭の目的と同一であると云ふことを、屢々明言せられて居るのであります、然らば米國の所謂對獨戰爭の意義及目的は、大日本帝國が執つて居りまする所の主義及目的と同一でなければ、左樣なる事を申されないと思ふ、然るに我日本帝國の日獨戰爭の目的は、詔勅に明かに示されてございまするが故に、誰も之を疑ふ者がありませぬ、又其意義を誤解する者も恐らくありますまい、米國の大統領が交戰の宣言を致しましたる所の事には、大變意味が違つて居ると我輩は思ひます、亞米利加の對獨戰爭の目的は、申す迄もなく「ウヰルソン」の宣告書に明かに出て居る、是は外務大臣に、我大日本帝國の爲に謹んで承りたい(「此方へ御向きなさい」と呼ふ者あり)　又若しも我輩の述ぶる所に就て御了解がございませぬであつたならば、御質しの上さうして明白なる御答を希望致します、米國の對獨戰爭の目的は「ウヰルソン」の宣言書の中に在りまして、其中の主もなるものを三四私は朗讀致しまして、日本の對獨戰爭の目的とは違ふと私は斷じて思ひまするが故に、之を同一だと申しました所の責任者を問ひたいのであります、此宣言書の中に「吾人は須らく造次顚沛も忘るへからさる民主主義の爲に戰ふへし」斯うあるのであります、是は固より今日申しまする民本主義のことを申すのでありませう、併し米國に於て民本主義と申しまするることは、我輩も民本主義を唱へまする人ではありまするが、日本の民本主義とは、意義を均しうして居らないと思ふ、又均しうしてはならぬと心得て居ります、然るに米國の人が申しましたのは、米國人の考を以て、米國人の意義を附して申しましたることに相違ないが故に、之に同意をして居ると申しまするならば、我輩は大責任があると思ふ、(拍手起る)　それから第二の事は「吾人は何等領土的慾望もなきは固より、吾人としては償金を得んとの希望もなし、即ち吾人の犧牲に對しては何等物質的復活を得んとするものにあらす吾人は自ら人道の一選手として立つ人道の擁護を見得れは即ち足れりと」斯う申して居る、所謂非賠償非併合と云ふ主義であります、此戰爭の目的は非賠償であるし、非併合である(「それは目的ぢやない」と呼ふ者あり)　確に此事を申して居ります(「目的とは言つて居ない」「默れ」

と呼ふ者あり）我輩の國家では、斯う云ふ事に就ては何事も言うて居りませぬ（「我輩の國家」と呼ふ者あり）併ながら米國では、確に其事を戰爭の宣言の一つの重大なる問題として出て居ると思ふ、之が爲に歐羅巴は大に動かされまして、英佛なども之に對する所の相當の意義を附して、總理大臣若くは有力なる閣員の中に、之に就て自分が戰爭の意義を申述べたことがあります、之に同意だと申しまするならば、勿論此事に向つて、十分なる日本國家が承認して居ることを承知しなくてはならぬと思ふ、第三には民本主義の眞諦とも謂ふやうなることが言うてある、是は斯の如き事を「ウヰルソン」は申述べて居ります「眞正の平和眞正の協同は唯民主主義の國民に依りてのみ維持せられ得へし官僚政府には信用を措き難し最近露國に於て行はれたる所を見て米國民は世界將來の平和の上に大なる希望を發見したりとせすや露國民本來の性情は決して專制政治的ならす彼等は今や其專制政治を打破し彼等本來の性情に立ち還り「自由と正義と眞正の平和の爲に戰はむとす之に反して獨逸の專制政治は決して吾人の朋友とし難きものなり吾人は將に此自由の好敵手に對し戰鬪場裡に相見えむとす即ち場合に依りては剛慢と其力を遮り且つ之を消滅する爲に吾人の全國力を傾倒すへきなり」と斯う書いてある、是れは宣言であります、さうすると民主主義の是は眞諦とも謂ふべきものであらうが、米國大統領は露西亞の革命を喜んで居る、眞正の自由眞正の正義は、續いて此所より生れ來るであらうと斯う唱へて居る、彼が初めに贊成致しましたのも、或はそれが基となつて居るかも知れぬ、それのみならず「眞正の平和眞正の協同は唯唯民主主義の國民に依りてのみ維持せられ得へし」と斯う斷言して居る、それから獨逸に向つて好敵手を得たりとして、次に「剛慢と其力を遮り且つ之を消滅する爲に吾人の全國力を傾倒する」と斯う言うて居る、亞米利加の目的は獨逸を絕滅するのであると斯う言うてある、それから第四には「世界の眞の自由と自治的國民の間に共通の目的と好意を樹立せむか爲には組織的武力の後援を有する官僚政府の存在は平和と自由の敵なり」と斯う出て居ります、我輩は今茲に亞米利加大統領の宣戰に對する所の宣言を、兎や斯う申すのではない、此是非善惡を言ふのでもなければ、或は遠大であるとか、淺近であるとか、或は善であるとか、惡であると申すのでは決してありませぬ、之を批評申すのでは決してない、又如何なる國家にも無上善と申すことは唱へられて居ります限りは、亞米利加の共和國から申しますれば是は亞米利加の自由で、無上善であるかも知れませぬけれども、日本帝國は此四つの事に付きまして、全く同意であつて、北米合衆國の宣戰の意義を同じくして居ると申しますることは、私は何處に於て斯う云ふことが言はれるか甚だ疑ふ、若し此事を石井大使が日本國家を代表して言はるゝならば、又現內閣の意思を承けて之を聲明せられたならば、其據る所出づる所は、何所に基かれたのであるかを承りたいので、私の拜讀致しました所の詔勅の大意に依りますれば、此日獨戰爭の由つて起つた所は、日英同盟の誼に依て、東洋永遠の平和を確保するが爲に、煥發せられましたる所のものでありますことを承知致しました、其外或は民主的の爲にどうするだの、或は閥族打破の爲にどうするだの、若くは償金とか土地を併合せむが爲にどうするだの、或は民主國を建つるが爲にどうするだの、斯うするだのと云ふことは、一切日獨宣戰の意義の中に含んで居らぬ、東洋永遠の平和を確保するが爲であることは大主眼で實に其精神の基く所は公明正大で、兩國の友誼を重んじまして、國交を完うするのみならず、國と國との約束を確守致しまして、天下に之を號令して東洋の永遠の平和を確保する、斯う云ふ大目的の爲に日獨宣戰が煥發せられました、亞米利加人に對して、故らに斯う云ふ大事の時に臨んで歡心を買ふ必要はなからう、現內閣が最も得々として居らるゝ如く承りましたのは、日米協同の宣言であるさうでございます、石井大使は其使節を完うして日本に齎し歸りましたものは、所謂日米協同宣言の事であります、之には色々異議がございますが、さう云ふ善惡是非を言ふ必要はない、私の今日外務大臣から明白に御答辯を願ひたいのは、米國の宣言に同意を致したと申しまする事は、是は天下に宣言したことでありますが、是はどう云ふ事に基いて、斯の如き事を言ひ得るかを伺ひたい、過日尾崎君が質問致しました時に、別に戰爭の目的と云ふやうな事は、詔勅の外は決して無い、吾等は其詔勅を嚴重に之を守れば足れりであると斯う仰せられました、併ながら日本を代表して、內閣の監督の下に米國に使致しました所の石井大使は、日本の戰爭の目的は、米國の戰爭の宣言と同一だと云ふ事を明言して居る、是は決して同一のものでないと私は了解致します、故に此の事に付きまして御明答を願ひたいのであります。

〔拍手起る〕

〔國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇〕

○國務大臣（法學博士子爵本野一郎君）　唯今押川君からの御質問は、大分多岐に亘つて居る問題でありまするから、どうか書面で御提出を願ひます、而して政府は書面を以て御答を致したいと思ひます。

○押川方義君　外務大臣に一言承りたい。

○副議長（濱田國松君）　押川君。

○押川方義君　其中主なる點を一二承りたい（「必要なし」と呼ふ者あり）一二承りたい、多岐に亘つて居りまして、御返答の出來ませぬ點、宜しうございます、是は日本の宣言と……（「必要なし」「無用々々」と呼ふ者あり）斯う云ふ大問題を色々邪魔をされまして、承ることが出來ぬと云ふことは遺憾であります、出來ませぬか。

○副議長（濱田國松君）　對支外交に關する質問、樋口秀雄君。

二　對支外交に關する質問（樋口秀雄君提出）

對支外交に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年一月二十八日

提出者　樋口秀雄

贊成者　黑須龍太郎

外百十四人

對支外交に關する質問主意書

對支外交に關しては本期議會開會以來本會議並豫算委員會に於て議員より幾多の質疑提起せられ政府亦之に對し答辯せられたりと雖其の答辯の正鵠を得さるもの尠からす又其の質疑應答に於て事實の列擧せられさるもの多し而も是れ邦家の大事に關す依て左記の各件に對し具體的事實を列擧し詳細なる答辯を望む

一日支親善の大方針に關する件
一現內閣の段氏內閣に對する態度に關する件
一交通借款に關する件
一兵器借款に關する件
一山東民政問題に關する件
一南方支那國民の輿論に對する件
一支那駐箚日本外交官及領事官に關する件
其の他

右及質問候也

〔樋口秀雄君登壇〕

〔拍手起る〕

○樋口秀雄君　本員は對支外交に關して、現內閣の諸公、殊に本野外務大臣に質問を致したいのであります、此問題に付きましては、過般來本會議に於きまして、又豫算委員會其他の委員會に於きまして、殆ど同僚諸君より種々の御質問が提出せられまして、殆ど其問題は盡されて居るやの感がありまするけれども、之に對する當局の御答辯に於ては、些の誠意をも認むることは出來ない、甚しきに於ては、當然御承知あるべき筈の外務大臣等が、事外交に關する重大問題に關してすら年月を錯誤し、時日を忘れ、而も之に依て當座遁れの御答辯を爲さると云ふに至つては、私甚だ不滿に存ずるのであります、本日私御尋しやうとする所は、成べく抽象的の議論を避けまして、事實に亘つて御答を願ひたいと思ふのであります、先づ第一現內閣の支那に對する外交の大方針に關して御伺をしたい（「抽象的ぢやないか」と呼ふ者あり）即ち日支親善の方針と云ふ事を頻りに御唱になりまするが、此日支親善と云ふ事を、現內閣ではどう云ふ風に御解釋になつて居るのであるか、個人と個人との親善ならば、或は御互に讓步するとか若くは互に利害の衝突を避けたいと云ふ事に依て、或は親善を善くすることが出來るかも知らぬ、併ながら苟も國を鄰邦に立てゝ居つて、利害の其間に扞格するものあるに於ては、常に讓步退讓を以て之を親善の第一義なりと爲すに至つては、斷じて不覺であると私は信じて居る（「眞直に向いて言つて吳れぬか」と呼ふ者あり）先日伊東君は、支那の南方北方論を御唱へになつて現內閣の諸公は、支那の國民性を解して居らないと云ふ御言葉がありましたが（「其通り」と呼ふ者あり）其他の問題に就てはいざ知らず此點は伊東君の御意見に私は大贊成をする（「當り前だ」と呼ふ者あり）現內閣の諸公は、支那の國民性なるものに付て殆ど御了解にならないと思ふ、事唯今の所では兎に角親交國の事でありますから、其國民の弱點を捉へて、此壇上に於て議論することは私は聊か遠慮致します、併ながら此大多數の支那の國

民は事大主義である、古來歷史上から見ましても常に事大主義であつて、權力を以て臨む者に對して飽まで讓歩し、却て親善を致しまするけれども、一度之に讓歩致しまして甘い顏を見せたならば、愈々つけ上ると云ふのが、支那大多數の國民の氣風の一ではないかと思ふのである、此支那民族の根本的性質と云ふものを、殆ど眼中に置かれずに、或は鄭家屯の問題と云ひ、其他各種日支間の懸案問題に於て、常に讓歩又讓歩を致されて、之に依て日支親善が果して出來ると云ふやうな御考になつて居るのに、甚だ間違つた次第だらうと思ふ、若し此現內閣の創立以來、日支の間に親善の加つた事實があれば、具體的に御示しを願ひたい、成程現內閣と段內閣間には、或は親善のやうな外面の面影があるかも知らぬ、併ながら此段內閣の中心人物たる――必ずしも段祺瑞其人とは申しませぬが中心人物たるべき人々が、日本に對して如何なる感情を持つて居るかと云ふ事に付ては、殆ど本野外務大臣は御承知のない事だらうと思ふ、其事實は是から申上げまするが、兎に角今の外務大臣が支那に對する御方針が、徒らに親善を贏ち得んが爲に、日本は讓歩是れ第一義なりと爲されるやうな姿があるに至つては、實に私は日本帝國の爲に遺憾に堪へぬ次第に存ずるのである、議論の順序と致しまして、私は此質問書に掲げました他の問題を先づ御話して、さうして此大方針の問題に再び復つて御質問致したいと思ふ、寺內總理大臣首め本野外務大臣等は、過日來の質問に於きましても、常に此寺內內閣が段內閣のみを援けた、對人關係として段祺瑞其人を援けたと云ふ非難に對して、決してさうではないと云ふ御辯解があつた、併ながら天下の衆目の見る所は、現內閣が段祺瑞內閣を常に援けて居つたと云ふことに、略々輿論が歸著して居るやうでありまするが、尙ほ詳に觀察致して見ますると、現內閣は必ずしも段祺瑞の內閣のみを援けたのではないやうである、大體に於て段祺瑞の內閣を援けては居りましたが、段祺瑞が失墜して勢力が無くなつて是はいかぬと見ると二の足を踏む、逡巡する勢力のある間は援けてあるが、一寸景氣が惡くなると先づ二の足を踏む、其時は何を言ふかと云ふと、他國の內政に干渉せずと云ふ口實の下に二の足を踏まれる、斯る踏躇逡巡たる態度を以て臨まれたが爲に、彼の第一回の段祺瑞失脚の當時に於て、段並に其黨與の輩は、日本帝國政府の外交に對して、非常な深い恨を持つたと云ふ事は御承知になつて居るだらうと思ふ、勿論支那駐劄の日本公使館並に領事館よりの報告は、必ずしも此裏面の消息に付ては、詳細の御報告が無かつたらうと思ふ、又出來ないだらうと思ふ、現に支那の日本公使館等に居られる人々其名前を申すことは憚りますが、夫等の人々も自ら此現內閣の、殊に本野外相の外交方針に對して不滿を懷き、國家の爲に却て深憂を抱いて居る人があるのである、勿論官吏と致しまして上官からの命令なり、又其內閣の方針に對しては、反對の意見は申述べられぬでありませうけれども、之を私人として他人に語るに至つては、公言するを憚からざる人々が無いでもない、是等の人々が日本の外務省への報告に於て、此事實を申越すのを憚るのは當然である、日本政府――我外務大臣が吾々はさう云ふ事實の在つたのを知らぬ、知らぬと云ふ御答辯でありませぬが、知らぬのではない、斯る報告をするに忍びずして知らさないのである、部下の者が餘り上長が事情に迂濶であつて、時々刻々外交上の失敗を指摘するのは御氣の毒であるから、私は報告しないのであらうと思ふ、現內閣の諸公は此段祺瑞と云ふ人の性格に非常に信頼せられ、さうして此段祺瑞に非ずんば支那の政局を收拾するに足らぬと云ふ御考のみである、此段祺瑞が克く日支の親善を圖り得る人であると云ふ御考のみのやうに私は伺つて居る、此事は獨り世間の風評のみに止らず、外務大臣が今回の議會に於ける答辯に依て明かに此意味を申されて居る、然るに昨年の二月九日、支那が亞米利加の勸告に應じまして、獨逸に潛航艇戰の抗議を申込んだときに如何であつたか、亞米利加の通牒が支那に參りましたのが二月の三日、越へて九日に閣議を開いて、此反抗の通告を爲すに至る間には、其事情を日本政府は些とも御承知が無かつたやうである、北京に於ける公使館の諸君も、此事に付ては御聞が有つたか無かつたか、夫迄の事情は存じませぬが、兎に角一週間の間事實の有りまするに拘らず、此事實を御承知ない、さうして此段祺瑞一派の人々が日本を信頼し日本に依て總て東洋方面の政局維持の重大事を圖らんとするならば、獨逸の潛航艇戰に對して抗議を申込みまする前に於て、先づ日本政府に豫め交渉するのが當然であつたらうと思ふ、然るに御心好しの日本外務省が出し拔かれて、九日の日に其通牒が出たので、初めて驚いて是ではいかぬ、斯う云ふ事をして居つては、却て米國の勢力に依て段祺瑞が左右せらるゝやうになるからと云ふので、其埋合せと申しませうか、何と申しませうか知らぬが、其抗議を申込みました翌々日、二月十一日吉澤代理公使が北京政府に參りまして――國務院に參りまして、さうして更に一層進んで、協商國側に加入すべきことを勸誘したと云ふ事實がある、此處に居られまする政務局長の小幡君が、前の代理公使として居られました頃は、彼の對支勸告の際、自ら日本代理公使で在りながら、列國の使臣を率ゐて、支那の好意中立をさせた、是が北京外交家の一の卒先者であつたのに、それを距る事幾年ならずして、本野外務大臣の下に在ては米國に先じられ、其埋合せに果して日本の將來に對して有利で有るか無いか分らないにも拘らず支那に協商國加入を勸誘して、是て御茶を濁さうと言ふ、是れ抑々如何なる御考であるか、又現內閣諸公は、常に政府であるから政府を對手にするより仕方が無いと仰しやる、之を御非難をなさる方もありまするが、是は一理ある事でありませう、併ながら支那も彼の暫行法律――暫行憲法に據て、國務院と總統府と云ふものを日本外務省はどう御覽になるか例へば黎總統と段首相とが反目した時に、孰れを以て支那の主權者とし、若くは支那國民を代表する者と見て御交渉なさるか、御交渉をなさる機關が成程國務院でなくてはならぬ、併ながら此場合は黎總統及總統府の意見に重きを置かれるか、將た國務院總理の下に在る內閣の意見に重きを置かれるか、此御判斷に依て外交の方針が違ふべきである、何時も寺內伯及本野外務大臣は、政府であるから政府を對手にすると言はれるけれども、今の支那の暫行憲法に據る國務院と總統府との權力關係、其他の關係から見て、是が衝突又は乖離したときには、孰れに重きを置くのであるか、甚だ了解するに苦しむ、獨り黎と段との衝突の場合のみではない、今回の馮が大總統になつて段內閣が成立して居りました際に、馮大總統と段總理との間に意見が衝突し、國務院と總統府との意見が衝突した時分に、政府が果して孰れを援けられたか、斯の如き場合に於て此總統府と云ふものが、支那民國に於ける元首と見るべき總統の中心を致すものでありますから、若し輕重を問はゞ、即ち總統府の意見を以て國務院の意見より重しとするのが私は當然ではないかと思ふ、然るに現政府の御解釋は是れと反對であつて、何時も國務院の方許りを援ける、其の國務院も段祺瑞が總理である時に、國務院だけを以て政府と御考になつて居る、是はどう云ふ御解釋になつて居るか之を伺ひたい、又本野外務大臣始め決して我政府は段祺瑞其人のみを援けて居らぬ、時の政府が當局者であるが爲に援けたと仰しやるけれども、或場合に於ては段祺瑞を御援けになつたことがあるのであらう、彼の三月四日の政變は如何である、三月四日に段祺瑞が辭表を出して、直ちに天津に夜逃をして仕舞つた、此際に於て再び段祺瑞をして北京に歸るやうな時機を造らせたのは誰方である、若し日本の政府が此際後援することがなかつたならば、此段祺瑞の失脚と云ふものは遂に永遠の失脚となつたかも知れぬと云ふ事實がある、然るに此際に於て、日本政府が飽迄段祺瑞に信頼し、段祺瑞の內閣に非ずんば中華民國の統一が覺束ないと云ふ態度で、表面裏面に之に援助を與へたが爲に、再び段祺瑞が復活したのではないか、此時には段祺瑞は決して政府の當局者に非らず、辭表を呈して天津に逃去つた、此段祺瑞を援けて尙ほ總督として、暫行憲法の規定の下に總統となつて居る黎總統並に總統府の政策に反對したのが日本政府ではないか、何を目的として此時政府を援けたと云ふ御辯解が出來るか、之を伺ひたい、又其政府の方針が何時豹變するか測るべからずと云ふ證據としては彼の張勳の復辟問題の時分に著しきものである、日時の事は後に申上げますが、我陸軍の田中參謀次長が支那に漫遊であるか、視察であるか御出でになつた當時からして、此復辟黨との間に一種の連絡の有つたと云ふことは事實である、さうして張勳が復辟を致しまする少し以前に、田中次長並に司令官石光少將、及び段祺瑞の心醉者たる、我公使館付武官たる齋藤少將、是等の人々と支那の宗社黨との運動の間に、如何なる連絡があつたかと云ふことを知らぬと仰しやるならば、それは餘りに國事に冷淡である自分の當面の職務は不忠實である、若し知つて居られたら何故に放任せられて居つたのである、吞氣迂濶なる外務省が、機敏なる有力なる陸軍の方針に遂に對抗することが出來ずして、之に一任したと仰しやるならばそれで宜しい、若しさうでないとすれば

此間に於ける石光齋藤の諸君と、支那の復辟側との關係に付ては如何に御覽になるか而も張勳が事を擧げんとする僅か以前、此石光少將齋藤少將等が復辟を寧ろ勸誘した事實がある、是は人名を申上げることは、私は友人關係として甚だ忍びざることでありますが、日本の外務省關係の官吏、並に支那の國務院の最も有力なる地位にある者が、自ら話した所に依て信じて疑はない、而も其以前までは之を慫慂して置きながら、急遽復辟の實行を致さんとする其少し間際に至つて、どう云ふ閣議かあつたか、恐らく外交調査會の決議を受けられたのでありませうか、是　私の推測でありますが、日本の政府から斯う云ふ電報が來て居る、陸軍大臣の名で出た電報である「帝國政府は閣議を以て支那政局に付き絕對不干涉と決せるを以て今後復辟運動に干涉すべからず」文言は此通りであつたかどうか不明でありますが斯う云ふ意味の電報が來て居る、此意味の電報が來たと云ふて示した所の日本の武官なり外交官なりが、自分の地位を擁護する爲に、故らに作つた電報ならばいざ知らず、支那の官吏側の手から私が受取つた電報に、斯う云ふものがある、是か陸軍の有力なる參謀次長を始め、石光齋藤少將が復辟運動を慫慂して置きながら、其間際に至つて閣議で絕對不干涉に定まつたから、止めて呉れと云ふ蟲の好い御注文である、想ふに此點と云ふものは、本野外務大臣が餘り御人が好い爲に、陸軍の陰謀を御承知がなくて、不意に思付かれて是ではならぬと云ふので、外交調査會諸君の袖に縋つて此電報を打たせたか、然らずんば初めからさう云ふ方針であつたが、他の方面から抗議が出た爲に、猫の眼の如くに豹變されたのであるか、孰れか一に居らなければならぬと思ふ、此場合に政府の態度はどう云ふ譯で斯う云ふことになつたのであるか、此電報が陸軍大臣の名で出て居るのは、殊に注意すべき事と思ふ、外務省から外務大臣の名を以て、支那駐箚の外交官に對して、斯の如き電報が出たならば分るが陸軍大臣の名を以て支那に駐箚して居る陸軍武官に對して、斯う云ふものが來た、本員は茲に陸軍大臣の御出席の無いのを遺憾としますが、陸軍大臣は見て見ぬ振りをして、外務省は陸軍の勢力を以てすれば、どうでもなると云ふので捨て置いた、それでやつて居ると、恐らく此時の事と思ひますが、外交調査會あたりで反對論が出たと云ふことを新聞紙上で承つた、其結果急遽閣議を開いて、外交調査會の結果それが出來ぬことになつたので、遲々ながら陸軍の方から電報を發せられたのでないかと思ふ、又斯く私か推定すべき理由がある、現內閣の首相たる寺內陸軍大臣は――總理大臣は曾て朝鮮總督の頃に、支那の第一革命に依て、淸帝國が滅びて中華民國になつた時に、朝鮮總督と云ふ地位に在りながら、特に內閣に對して抗議を申越された、隣國に共和國が出來ると云ふことは、日本の國體上由々敷き大事である、桐花學會の曲學阿世の學者の言ふやうな、鄰國に共和國の出來るのは、日本の國體上由々敷き事である、斯の如き事は當然如何なる干涉をしても成立せしめてはいかぬと云ふ意見を御出しになつた、寺內伯は今總理大臣であるが、陸軍部內には由來斯の如き議論が多いと承つて居る、想ふに本野外務大臣は如何な方針を執られて居るか知らぬけれども、總理大臣には口には他國の內政には不干涉と唱へながら、頭の中には嘗て持つて居つた桐花學會的の舊思想が潛んで居つて、機に臨んで現はれんとするやうに考へられる、參謀本部の英才諸君は勝手放題の運動をして復辟運動を慫慂して外交調査會から袖を牽かれると、是ではいかぬと云ふやうな豹變的態度を取つて居るが故に、日本と云ふものに對して決して段祺瑞一派の人々と雖も信賴をして居るのではない、國務院――日本に長く居りました所の國務院官吏、今樞機に關係して居る人と雖も、私人的の話としては、日本の方針に對して苦情を言ふて居る、殊に本野外務大臣と云ふものに對して、稍々嘲笑的の意味を以て非難をして居る、今や日本の外務省の眼で御覽になつて居る段祺瑞一派は、大層親日であるやうに見えるか知らぬが、一度此世界の大戰が熄んで、更に時局展開の曉に於ては、決して段一派の人々は親日派であるとは信ぜられないのである、然るに外務大臣始め今の當局の諸君は、何の見る所があつて此段內閣を助けねばならぬと考へられるのである、それも徹頭徹尾一貫せらるゝならば恕すべし、時に依て景氣が惡くなつたら不干涉、景氣が好くなれば段を助ける、さう云ふ方針で彼等の信賴を得ることは出來ぬと云ふことは、鏡に懸けて明かなる事實ではありませぬか、此復辟問題の事に聯關して現內閣か飽迄も段を當時助けられたと云ふことに付ては屢々議會の問題となりました、交通銀行借款の問題に付て論及しければならぬと思ふ、御承知の如く交通銀行に對する借款は、最初は五百萬圓、次に二千萬圓、合せて二千五百萬圓の借款が日本から交通銀行に對してある、其中五百萬圓は、豫て問題となりました四原某なる者の斡旋に依て出來上つた借款で、さうして其調印は一月二十日、二月五日に發表して居ると記憶して居る、所が復辟運動の際、交通銀行の借款問題か種となつて若くは日本の他の人の借款が本となつて、之を利用して現內閣が段祺瑞を助けられたのであると云ふ質問を、我尾崎君島田君等から發せられた時に、外務大臣は斯樣に答辯されて居る、一月二十四日の豫算委員會で、島田君の質問に對して本野外務大臣は斯う言ふて居られる「私の記憶する所に依れば九月に成立つて居ります騷ぎは八月であります、でありますから騷ぎの濟んだ後に馮國璋が賴んで來た後に借款が成立つたのでありますから、是は所謂今の其亂の用に供する爲めに、借款が出來たと云ふことは私は言はれまいと思ひます」斯う云ふことを日本帝國の堂々たる外務大臣本野子爵が言うて居らるゝ面白い話である、張勳が復辟を致しましたのを八月であると仰しやるが、是れは何處の國の八月であるか、今や中華民國の曆も日本の太陽曆も同じであります、張勳が北京へ入京致しましたのが六月十六日、北京で復辟を斷行しましたのが六月三十日、然るに其憶面もなく此の帝國議會の豫算委員會に於いて、其の騷ぎは八月であると言つて居ります、成程呑氣な外務大臣が居らるゝ、六月三十日の復辟を八月にやつた、さうして借款は九月に出來たのだから、其の金を使つたのではないと云ふ、斯う云ふ不誠意の答辯をして、吾々議員を瞞着することが出來ると御考になるか（拍手起る）實に馬鹿氣た答辯、勝田大藏大臣の答辯は流石に當局でありますから、本野外務大臣とは違ひますから、もつと詳しく事情を述べて多少本野外務大臣の答辯と違つて居りますが、而も尚ほ其解釋に於て自分の政策を庇護するに急なる、我田引水的の解釋をして居らるゝから、事實の眞相を誤つて居ります、故に此問題は度々出ましても、私は此處で繰返して追究する必要がある、唯今の六月三十日に張勳が復辟をやつて、さうして此復辟運動に對しては、最初は段祺瑞其人も――外務大臣の眼から見ると、篤實なる信賴すべき段祺瑞其人も、策略上張勳に對して略々同意の趣を申越したことは日本の留學生であつて、張勳の祕書役として甚だ面白からざる人物でありますけれども、當時重要なる事を働いた一官吏に、其證據を握られて居るではありませぬか此段始め復辟には贊成のやうなことを督軍が言つた、是は一部の政略として、段派が勢力恢復として言つたものであらうと思ふ、段其者は口に中華民國の共和の守護者であると云ふことを唱へて居るから、本心でさうしたものとは思ひませぬが、兎にも角にも斯の如き通牒を送つて居る、愚直なる張勳先生は一圖に夫等の人々を信じて、急遽事を擧げて、遂に策を誤つたのでありますが、其事業の成否は兎も角も、其事は唯今申上げる通り、六月三十日に復辟を斷行した、此復辟斷行と同時に、段祺瑞は手を翻すが如く張勳に對する通牒に反して、討逆の軍を起した、民國を轉覆せむとする逆賊張勳を討つと云ふ美名の下に、張勳に對して反抗の兵を起した、然るに悲しい哉金が無い、爰に至つて第一の運動準備をする金でありますから、此問題に付て日本の公使館に交涉を致した事實がある、是は或は本野外務大臣の如き、年月すら間違つた――最近の事實すら二月も御間違へになるやうなことを、平然として言はれる外務大臣であるから、其樣な事實は斷じて無いと言はるゝか知らぬが、此處にも一つ證據がある、但し私は友人關係と致しまして、之れを私に明かした日本の官吏の名を言ふことは出來ない、强ひて外務大臣が鷺を烏と云ふ詭辯を以つて言ひ遁るゝならば、之れに對する證據は提供することか出來るが、良心に御尋があつたならば、果して其の事實なることを御承知にならなければならぬのであります、即ち七月上旬であります、此日は私の聞いた所が記憶に確かでありませぬが、此段祺瑞が復辟を致しました張勳を討伐するが爲に、所謂討逆軍を起すに當つて金が要る、其資金をどうかして呉れと云ふ賴みがあつた時に、之を日本の公使館か直接に口を添へたとは申しませぬが、間接に日本公使の慫慂に依つた事實であると存じて居りますが、三菱合資會社から此百萬圓と云ふものを借ることになつた、さうして其借入る形式は、當時三菱の北京支店に於ては、百萬圓と云ふ正金が無い、そこで借款ならば宜しいが、之を政治上の用途に供せられては困るからと言つた所が――と云ふ口實を以て、一應は拒絕致

しました所が、其際にも或る二三の人々が間に立ちまして、公使館に交渉を致しました所が、北京の公使館に於ては此大借款の前渉の第二次の借款、若くは交通借款の件が、話が既に略々決つて居るのでありますから、今融通される一百萬圓は、其次に出來ます何れか早い方の借款中から返却をさせると云ふ保證を與へたに依て、三菱は此百萬圓を貸したのである、而も是は三菱の支店長の秋山氏が天津まで下つて參りまして、さうして此段祺瑞一派に交渉をして、百萬圓と云ふものを八分五厘の利子を以て一百萬圓を貸渡した、其擔保には成程灤關炭礦の株券があります、此株券たるや當時に於ては殆ど値打の無い、人々其價値を疑つた株券である、斯の如き薄弱なる擔保を以て日本の實業家が、若し間接なりとも日本政府の保證でも無かつたならば、何故に危ない既に失脚して居る所の段祺瑞に對して、百萬圓と云ふ大金を融通することが出來ませうか、而も其百萬圓は三菱の手に無く正金銀行から借入れた、正金銀行から借入るに付て、正金銀行は無擔保若くは無擔保同樣な三菱の借款に對して、今の百萬圓を貸すと云ふことは危險であると云ふことを、小貫正金支店長が申述べた所が、是は日本の公使館が保證するから貸與へたら宜しからうと云ふことを忠告された、斯の如く二重三重の忠告の下に、段祺瑞は百萬圓を借りて、之を基として初め一度政略上贊成しました張勳の復辟運動に反對して、美事に共和の擁護者たるの美名を得て、再び權力を恢復した次第である、此間に於ける我が外務省の段祺瑞に對する情誼は到れり盡せりであります、吾々から見ると不思議な程厚意を御盡しになつて居る、而も八月十二日に段祺瑞が北京に入りまして、張勳の軍を攻擊致しました時に、張勳の別軍が天壇に立籠つて居る、張勳の屋敷の中に居る兵は既に包圍されて居りますが、若し此天壇に居る張勳の兵が一度死を決して起つたならば北京の城下は兵火の巷となるのである、其時に僅か七萬五千圓か七萬七千圓と云ふ金を公使館書記官が正金銀行へ自ら行つて御取出しになつて、段祺瑞に御授けになつた、斯く迄段祺瑞擁護の役を御道りになる外務省の御方針は、果して如何なる確信あつてやらるゝか、是丈のものを出して、それに依て段祺瑞の勢力が確立し支那四百餘州の統一と云ふ事が出來るならば結構であるが、而も其後の形勢に於ては段は再び失墜し、三たび失墜して居るではないか、斯の如く反覆常なき人を援けて、之に依て飽迄對支親善の方針が成れりと御考になるに至つては、私は殆ど無方針無誠實と云ふことに付て、深く國家の爲に慨嘆せざるを得ぬ（拍手起る「簡單々々」と呼ふ者あり）斯う申しますと、本野外務大臣の如き――誠意を缺いて居る御答辯をなさる方は、それは間違つて居る、此借款の出來たのは其當時でない、此處に自分は間違つて借款の約束が九月になつて成立したと申して居るけれども、是は實際に於て借款が出來たのが九月であると云ふやうな御答辯をなさるか知らぬ、併しそれは間違であります、九月に成立をしました借款は交通借款なのでありまず、併ながら交通借款の約束が小田切君との間に結ばれましたのは、七月二十九日であります、此即ち段祺瑞が張勳を討伐して北京に再び乘入つたのが十四日でありますから、其間を隔つること十四日に過ぎない、此時には約束が成立して居る、此約束を目當に三菱が百萬圓貸すと云ふことは少しも怪むに足らぬ、此外務大臣の御答辯は失禮ながら僞を言はれたものに非ずんば、健忘症に罹られた御答辯と思ふ、其次に御尋致したいのは、同じく是は段一派の北洋派の軍閥を援ける結果になつたのでありますが、所謂軍器借款の問題であります、此軍器借款の問題も其端緒を尋ねますれば、田中參謀次長の渡支の當時にあると伺つて居りますが、是は私は正確に證明は出來ない、兎にも角にも此軍器借款と云ふものは、田中次長、石光少將等の人々の相談の結果、此九月初旬に於て既に北京に於ては略々決して居つたと云ふことは事實である、私は九月六日に齋藤少將に親しく面會致しましたが、其當時少將は將に大演習參觀を兼ねて國へ歸らんとして居る、其用務は實は重大な案件であると云ふことを言はれたが、それを偵察しました所、重大の案件とは即ち軍器借款三千萬圓、表面四百萬圓の名を以てした三千萬圓軍器借款締結の爲に歸られた、所が南北倥偬の最中に當りまして、北軍閥の爲とは申しませぬけれども、日本から三千萬圓にも達すべき巨額の金額に相當すべき武器を供給しまするならば、縱今是が直接に南方討伐の用に供せられずとも、過日望月君が質問致されました通り、今月四日に秦皇島に著いた武器の如く、此武器が著きますれば遂に濟南の倉庫を空にして――兵庫を空うして之を他に送ると云ふやうな風で、どうでも融通が付くものでありますから、結局は南方討伐の用に供せらるゝのは言を俟たない、而も甚だ數の好い話である、此軍器借款三千萬圓は南方討伐に用ひずと云ふ條件が附いて居ると齋藤少將は言ふ、こんな條件が支那人に對してどう云ふ効力があるか、南方の討伐に用ひずなどと云ふけれども今回送りました日本の軍器は、是が最近に於ける或は大正三年式と云ふやうな如き銃であつたとすれば、是が到著しまするると同時に豫て持つて居りました四十三年式等を南方へ運べば、矢張討伐の用に供されて居るものと言はれる、同じく武器は南方討伐の用に供せられて居る、然るに斯う云ふ條件を附した所が、決して北洋武斷派を援けたものでないと云ふ御辯解は、甚だ暗い御辯解と思ふ、尙ほ此問題の如き時にも、而も御失敗になつた豫て問題になつて居る、鳳凰山並に水口山の問題を條件にしまして、此鳳凰山並に水口山の亞鉛鑛の問題を解決するならば、之に付て或方法を講じてやらうと云ふやうな御話をなすつたさうであります、而も是は美事に刎付けられた私共の見る所を以てしますれば、此軍器借款の爲に如何に所謂南方派――南方派と云ふと語弊がありまするが、所謂廣東政府及是の一味の連中若くは長江沿岸に於ける北京政府と必ずしも合致しない所の灰色の是等の人々との間に、此日本の軍器借款は非常な不人望である、此爲に延いて更に鳳凰山の問題の解決を急がせまして、日本の實業團の取り得べき利權は空しく支那の南洋華僑等の手に這入つてしまつて、遂に日本は垂涎するに過ぎなかつたと云ふことを言つて居る、若し是位の借款を――兵器を御賣込になつて借款をなされやうと云ふならば、何故に少なくとも北洋派に對して、反抗を持つて居る南方の連中から非難を受けざるやうに、他の水口山なり鳳凰山の問題を解決して、之に對して支那政府に三千萬圓金を貸す、其借りた金で以て支那は日本に於て泰平公司から武器を買ふと云ふことにしますれば、日本政府が北方を援けたと云ふ非難は免かるゝのみならず、之に依て日本の最も必要とする所の利權も併せ得たのでありませうのに、其爲され方が陸軍方面の交涉と外務省方面の交涉と、常に齟齬懸隔致して居りました爲に、或は早く反抗を招き、或は事實に齟齬を來して、遂に此有力なる問題を失つてしまつた、此利權を本とした所の借款と云ふ好名目を失つて、徒に軍器借款と云ふ名を貽して、各方面から反對を受け、遂に延いて日本政府が段祺瑞を飽まで援けることは、坊主憎ければ袈裟まで憎しと云ふ喩のみならず、排段の感情は變て排日の感情になつて、長江沿岸に於て排日感情が漲り來つたことは御承知であらうと思ふ、又（「まだあるか」と呼ふ者あり）山東民政問題に關しましても、當局の御答辯は更に要領を得ない、過日來此問題に對する御質問をなすつた諸君が大勢ありましたが、其中で一月二十九日の豫算會議に於ける古谷久綱君の質問に對して陸軍大臣は何と云ふて御答になつたか、此支那政府が之に對して、支那の人民並に支那の政府が、山東民政問題に反抗しまするのとは、まるで根柢を異にした御答辯になつて居る、例へば山東民政署の支署が某市に一箇所ある、其某市の附近には、日本の山東鐵道の軍事的占領に依て、其附屬地ではありませぬが、附近に多數の日本人が集つた、其所へ支那人も來て、一緒に町を造つて新市街が出來て居る、其新市街は是は矢張民政署の管轄となさる御積りであるか、どうかと云ふことを、古谷君に突込まれた時に、陸軍大臣は斷然是は日本の民政署の管轄以外である時に依れば御近邊だから御世話はするかも知れぬが管轄以外であると明言されて居る、是は速記錄に明かに載つて居る、さう致しますれば此事實が初めから明かであつたならば、今回の如き山東民政問題に對する支那人の反抗と云ふものは、殆ど起らずに濟んだらうと思ふ、而も此問題に對して、外務省は陸軍省で決定されて、愈々民政署が置かるゝまで御承知なかつたと云ふ、御目度い事實があるやうである、支那政府から之に對する抗議が出ましても一月經てども二月經てども外務省から答辯が來ない、來ないのも御尤である、其當時或は寛大宏量なる本野外務大臣丈は、御承知であつたか知らぬが、少なくとも日本の支那に居りまする公使始め公使館員なり、領事館員なり、一人として此山東に民政を布くと云ふ問題を知つて居つた者が無かつたのである、一人も無い是は彼等が明かに言うて居る、所で外務大臣御一人は御承知か知らぬけれどもそれを自分の部下たる所の公使館員や領事館員には何等の御通知も無く、況や未だ曾て支那の事情を餘り御研究にならない本野君が、若し御誠意があるならば、此方面に長く居

つて事情を承知して居る者に對して陸軍から斯う云ふ交渉があつたが其の結果は如何であつたらうと思ふ、然るに何ぞや是が布かれて支那の方面から反對運動が起つた後に至つて、初めて驚いて、斯う云ふことは無い筈だ、吾々は何等の通牒をも受けず、後で之れを知つたのであると云ふことは、日本の外務省所屬の官吏が公言して居る事實である（「どうです簡單にしましたら」「同じことを止め給へ」と呼ぶ者あり）此問題に對して支那の方面から反對の起りました理由は、此の日本が軍事的占領に依りまして、占領致しました濰縣以東の土地に民政を布かれやうと云ふ、それは支那が何等關係するところではない、然るに山東鐵道なるものは南滿鐵道、東清鐵道等とは違ひまして、附屬地なるものは鐵道線路の外、幅五間を出でない、兩側五間を出でない、其の間には一人と雖も日本臣民の居住する者は無い、唯々附屬の停車場の驛員が居るのみである、而も山東鐵道の驛員は御承知の通り軍屬として扱はれて居る、軍屬に對して民政を以て之れを治められる所以は何處にある、其濰縣以東と云ふ範圍を乘越して某市に至り、更に最初の御計畫に依れば、高縣濟南悉く民政支署を置かれやうと云ふ方針であつた、其爲にそら大變な事である、日本は唯だ一本の鐵道線路があれば、それを言掛りにして其處へ民政を施いて、而して支那の人民までも日本の民政の下に統治しやうとする斯の如くであつては、到底支那の國權と云ふものは保てない、他の滿蒙地方に於ても、到る處に日本は民政は施くに違ひない、斯くて支那の領土權は蹂躪されると云ふ、是が彼等の誤解の本である、然るに其問題は外務省は初め御承知でない、支那から抗議を受けた後に始めて御承知になつた、而も今に至つては段々向ふの方に理窟がある、日本の外務省部內にも、支那の主張に贊成者がある、此に至つては答辯に窮して、陸軍では言遁れの爲に彼某市等に民政支署を置いたのは、決して其附近に出來た新市街の支那人日本人を管轄するのではない近いから御親切に世話は燒いてやるかも知れぬが、之を管轄はしないと云ふやうな答辯を陸軍大臣がして居られる其御答辯に對しては、外務大臣は何の顏色があつて支那官憲に見えんとせらるゝか、又斯の如き問題に對して支那の反抗を惹起し、次で大眼目たる日支親善を害するに至つた其責任を、如何に爲さる御考であるか、之に對する御答を伺ひたいと思ふ（「未だあるのか」「もう宜からう」「要點を簡單に願ひます」と呼ぶ者あり）次に伺ひたいのは、此日本の外務省の諸君は、支那の長江以南の人民の謂はゞ輿論と謂ふべきものに對して、どう御考になつて居るかと云ふことである、北京に於ける日本外務省の代理者、又陸軍の代表者等は曰く、日本人は動々もすれば南方派の勢力とか何とか言はれるが、南方派なるものが何處にあるか、彼の陸榮廷の如きは元と草賊に過ぎない、又岑春煊の如きは老朽爲すに足らないこんな者を對手にして居つては、到底日支親善は出來るものでない、寧ろ日本に最も信頼して、さうして有力なる實力のある段祺瑞を援けるに若かずと云ふことは、是は公言されて居る事實である、併ながら若し實際の實力を問ふならば、私は之に反して、寧ろ所謂南方派なる者の方が實力が多いと思ふ、殊に段祺瑞が自分の乾分の傅良佐とか、吳光新とか云ふ者を誑かされて湖南方面へ送つて、出るに出られず、退くに退かれず、遂に免職されるやうな羽目に陷れられて仕舞つた、其の無智無策に至つては、額みにするに足らないと思ふ、況や外務省當局の諸君などが所謂草賊と爲して居られる所の、陸榮廷の兩廣地方に於ける勢力は如何であるか、若し陸榮廷を以つて草賊なりと云ふならば、淸朝と雖も元と草賊である、段祺瑞と雖も草賊の乾兒である、又張作霖の如きは馬賊である、斯の如き出身云々を以つて、日本が外交の對象とすべき人々に對する價値を評價すべきものではあるまいと思ふ、然るに何ぞやさう云ふ安閑たる意見に滿足して居つた爲めに機宜を誤つて、今や南方の勢力が、却て所謂北洋軍閥派の勢力を壓せんとするの勢を進めしめたと云ふものは、結局日本が段祺瑞氏を買被られた爲か、若くは段のみを援けて、所謂南方派輿論なるものを無視された責任であるか、孰か其一に出でなくてはならぬと思ふ、過去は追ふべからずと致しましても、將來に於て所謂此南方派の勢力なるものを、我か外務當局其他が餘りに輕視せられると、支那の紛擾は永遠に熄むことは出來ぬと私は思ふ、近頃支那の形勢を論ずる者の中に、段々此外務省の如き僻見から脫しまして、南北の調停、四百州の統一と云ふことを以て、日本の對支方針の根本にしなければならぬと云ふことを論せられる御方があるのは、甚だ慶ふべき傾向でありまするが、過去を既に咎めずとすれば、更に本野大臣等は一層御一考あつて、從來の御方針を御變更なさる御考が有るのであるか、無いのであるか唯だ吾々は徒らに反對黨として本野外務大臣攻擊の爲に言辭を弄する次第でない、日本の將來の爲に、東洋百年の大計の爲に、是は重大な問題である、從らに前言に拘泥せられ、其場限りの誤魔化しの答辯を以て、一時を糊塗して滿足せられると云ふことは決して國家に忠實なる御處置とは申されまいと思ふ（拍手する者あり）私は本日寺內總理大臣の御出席の無いのを遺憾と致しますが、寺內首相始め本野外務大臣に至るまで、從來支那に對して、對支方針として執られました所は、根本から誤つて居る、而も諸種の借款、山東問題と云ひ、又所謂南方派を餘り輕視せられた其結果と云ひ、因果覿面日本の外交をして、愈々難局に陷らしめたのを見て、願くは今一應曾て本野君が歐洲出兵論を露西亞で唱へられて、其言責が殘つて居る爲に、之を協商國に拒絕することと能はず、已むを得ず屋上屋を加へて外交調査會を設け、其決議であると云ふ口實の下に出席を拒絕せられたと同じやうに、更に御一考あつて、從來の方針が間違つて居つたから、以後改めて、支那に對する方針を定めやうと云ふことを、國民と共に、吾々國民の代表者と共に御謀りになるやうに、改過遷善の御決心の付かんことを希望する次第であります、（「質問ですか希望ですか」と呼ぶ者あり）尙ほ支那に於ける我か外交官並に領事官の事に付ても、少しく御伺ひしたい事があつたのでありますが、後の質問者も多うございますし、餘りに長くなりましたから是で止めます（拍手起る）

○副議長（濱田國松君）本野外務大臣。

○樋口秀雄君　尙ほ申添へて置きますが、恐らく此御答辯は即席では出來まいと思ひますから、御熟考の上書面でゞも御提出を願ひます。

［國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇］

○國務大臣（法學博士子爵本野一郎君）政府の對支方針に付きましては、再三再四本野大臣から諸君の前に於て述べてあります、諸君は能く御承知の事と思ひます、唯だ其方針に付て、樋口君や吾輩等の意見が異なると云ふことであります、それから今日色々御持出しになりました點は、既に再三再四本會議でも又委員會でも、分科會でも、祕密會でも、隨分同じ問題に付て屢々御答辯致して置いた次第でございます、併ながらそれに付ても、尙ほ政府の答辯は不誠意であるとか何とか、勝手自儘の御批評がございまするけれども、其御批評は別と致しまして、唯今も御話の通り、此の事は最早私から答辯した事で十分でないと云ふ御考でありまする以上は、書面を以て御答致すことに致したいと思ひます、左樣御承知を願ひます。

○副議長（濱田國松君）質問の第三は、質問者に於て順序變更の申出でがありましたから、之を許可致します、隨つて物價調節に關する質問を許可致します――紫安新九郎君。

五　物價調節に關する質問（紫安新九郎君外一名提出）

物價調節に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年一月三十一日

提出者　紫安新九郎　野村嘉六

贊成者　賴母木桂吉　外二十九人

物價調節に關する質問主意書

暴利を目的とする賣買の取締に關する農商務省令は法律又は緊急勅令を以て制定すへき事項なりと信す政府の之に依らさりし根據如何

右及質問候也

［「議長議事進行に關する緊急動議があります」と呼ぶ者あり］

○副議長（濱田國松君）紫安君に發言を許しました

○紫安新九郎君　農商務大臣の出席を要求致します

［紫安新九郎君登壇］

○副議長（濱田國松君）紫安君に申上げて置きます農商務大臣は貴族院の豫算委員會の方に出席をされて居りますから、其通告を致しましたが、成るべく出席をするとの事でありました。

［「農商務大臣が居らぬでも傍聽人が居るから宜しい」と呼ぶ者あり笑聲起る］

○紫安新九郎君　諸君、私の政府に對して質問せんとする事柄は、今や世上の大問題と目せられて居る所の物價調節令、即ち暴利を目的とする賣買の取締――農商務省令に付て質問せんとするのであります現政府は曩に營業の自由、取引の自由を制限せられて、對敵取引の禁止令を施行するに當つても、之を

法律に依らず、又緊急勅令に依らずして、單に法律を以て(「法律ならば宜いぢやないか」と呼ぶ者あり)公布致しましたが、此度も亦最も國民の權利に重大の關係のある所の物價調節令を布くに當つて、單に省令を以てして、大に官僚政治の特色を發揮して居るのであります、現政府に對して官僚政治の弊を攻擊すると云ふことは、恰も路傍の石地藏に說法するやうのものである、甚だ手應のない事柄ではありますかなれども、近來の如く政府が官僚式を發揮して、帝國議會の立法協贊權を蹂躙するに至つては、已まんと欲して一言已む可らざるものがあるのであります(拍手起る)暴利を目的とせる賣買の取締に關する命令の目的と精神に至つては、天下何人も之れに異論を唱ふる者は無いのである、今や戰時の影響を受けまして、諸物價は非常に騰貴し、就中米價は暴騰致しまして、國民の中產階級以下に屬する者は之れが爲に生活を脅されて居るのである、故に此場合に於て國民の必需品の市價の標準——正準を得せしめ、騰貴の防遏を爲さしむる事が最も必要であると云ふことは、是亦論を俟たぬ話であります、故に命令の目的と精神から判斷すれば、時局今日の場合に於ては最も適當である、併ながら此命令を出すに當つて政府は果して適法の手段に出でたのであるか、又此命令の運用上の效果は果して如何、是れ本員が政府に質問せんとする所である私は此政府の發布せる暴利を取締る命令は、確に立法の形式を誤つたものであるか、明かに憲法違反たる事を茲に斷言する者であります、何故に本員は此命令を以て憲法違反なりと斷言するかと云へば、營業の自由を制限し、取引の自由を制限し、所有權を侵せるものであるからであります(「そんなに斷言するなら決議案でも出せば宜いぢやないか」と呼ぶ者あり)營業の自由の淵源は明かに帝國憲法存するのである、伊藤公爵の帝國憲法義解は、憲法第二十二條の解釋に於て斯樣に言つて居るのである、「凡ソ日本臣民タル者ハ帝國疆内ニ於テ何レノ地ヲ問ハス定住シ借住シ寄留シ及營業スルノ自由アラシメタリ而シテ憲法其ノ自由ヲ制限スルハ必ス法律ニ由リ行政處分ノ外ニ在ル事ヲ揭ケタルハ此レヲ貴重スルノ意ヲ明ニスルナリ」とある、然るに仲小路農相が昨年此の命令を發布したる當時に說明せる言として、坊間に傳はる所に依れば、政府が此命令を出したる憲法上の根據は、憲法第九條に在ると言つて居るのである、然るに憲法義解は農相の憲法上の根據とせる憲法第九條の行政命令の大綱の解釋に付いて、斯樣に言つて居るのであります「本條ニ揭クル行政命令ハ以テ法律範圍ノ内ニ處分シ又ハ法律ノ曠闕ヲ補充スルコトヲ得ルモ法律ヲ變更シ及憲法ノ特ニ揭ケテ法律ヲ要スル所ノ事件ヲ規定スルコトヲ得ス」と明記して、憲法起草者の精神を明かにして居るのである而して更に又憲法第二十七條には所有權の不可侵を保障して居るのである、即ち憲法第二十七條に依れば「日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルヽコトナシ公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」とあるのである、所有權にして自由であつたならば所有權の所得及使用も亦自由でなければならぬのである營業は所有權の取得及使用の一の方法に外ならぬのである、營業にして自由でなかつたならば、所有權も亦自由であると云ふ事は言はれないのである、然るに彼の暴利取締令に所謂賣惜と謂つて居るのは何であるか、暴利取締令に賣惜と謂つて居る事は禁止行爲である、此禁止行爲は明に所有權を侵害せるものとは言はざるを得ぬのである、然るに農商務內務兩大臣が憲法第九條の單純なる行政命令に依つた事は明に憲法に違反せりと言はなければならぬのである、若し仲小路農相が說明せるが如く、營業及取引の自由を制限し所有權を侵害せる所の暴利取締令を行政命令で差支ないと解釋したならば、而して憲法第九條に依つたる事を之を適法なりと致しましたならば、憲法第二十二條、及第二十七條に依つて保障せられたる所有權の不可侵と營業の自由は單に行政官の手心に依て一片の省令に依つて以て破壞せらるゝものと言はざるを得ぬので有ます　天皇の立法權に協贊する所の帝國議會は果して斯かる解釋を是認し、行政權を無限に擴大し、帝國議會の權限を非常に縮小する事は私は斷じて同意せざる所で有ます、本員の深く信ずる所に依れば法律生活の根本原則の設定變更は法律に依るのが實に立憲政治の精神であると本員は信ずるのである又是が我憲法の精神である事を信ずる者で有ます、故に暴利取締令なるものは確に立法の形式を誤つたるものと言はざるを得ぬので有ます、是は此の命令の制定上より論じたる事でありますが、次には暴利取締令の運用上の效果はどうであるか、運用上の效果に付て質問せざるを得ぬのであります、暴利取締令に急激なる市價の變動を誘起し、依て暴利を得るの手段として、米穀類其他六種の物品に付て買占又は賣惜を爲す者に對し、司法上の處分を以つて之れを處罰せんとするものでありますが、急激に非らずして、若し漸次に市價の變動を誘起した場合はどうでありますか、急激に市價が變動するも、漸次に市價が變動するも國民多數の生活に不安を與ふるに至つては同一であります、然るに政府は漸次に市價が變動したる場合は、之を放任する考でありますかどうであるか、又暴利取締令の中には、或は急激なる市價の變動と云ひ、或は暴利と云ひ、又は買占と云ひ、賣惜と云つて、總て抽象的の規定である、其意義頗る不徹底である、故に是が適用に付ては、何人と雖も明確なる判斷を爲す事の出來ないと云ふことは、蓋し政府自身も爭はざる所であらうと思ふのである、此抽象的の規定を善意に解すれば、是は寧ろ本令制定者の苦心の存する所である、之に依て以て運用の妙を極めんとするかも分らぬと思ふのであります、併ながら國民が憲法に依り法律に依て保障せられた行爲に對して、是が判斷を悉く政府の自由に委し、政府は其廣大無限の權限に依て場合に依れば懲罰的に一夜の內に背負ひ切れざる負擔を以て之を國民に施す事もあり、又場合に依つては國民の既に遂行したる行爲に對して背後より拔打的に存分なる制裁を之に加へる事があるかも測られぬのである、即ち古臭い言葉でありますが、所謂民をして由らしむべし知らしむべからずと云ふ專制政治の遺風に外ならぬ遺方であると本員は信ずるのである是は畢竟するに官僚政治の固陋なる頭腦より流れ出でたる必然の手段ではないかと本員は考へるのであります、更に又本員の問はんとする所は暴利取締令の中には買占賣惜を禁止致して居ります、買占賣惜を禁止して而して彼の空賣を度外せるは是はどう云ふ考へであるか、米價の暴騰は買占賣惜のみに依て暴騰するのではないのである、時には空賣に依て米價が暴騰するのである、即ち政府は曩に或る米の買占を爲したりと看做すべき者に對して戒告を與へたるにも拘はらず、其後米價が引續き暴騰して居るのは何に依つたのであるか、是は即ち明かに空賣に依て居るのである、何故に米を一俵も持たない者が空賣をするかと云へば、是は暴利取締令があるからである、即ち米を賣つて置いて是が高くなれば、政府は此命令に依て必ず頭を叩くであらう、然すれば今賣つたる米は廉くなるものであると云ふことを豫期するからである、此命令のあるが爲に空賣を爲し、其結果政府が曩に買占を爲したる者に對して戒告を與へたるにも拘らず米價は依然として暴騰を繼續しつゝあるのである、然るに政府は何故に買占賣惜を禁止して、而して其米價の騰貴に對して同じ原因を成す所の此空賣に對して何等の制裁を加へないと云ふのは如何やうな理由であるか、之を政府に問はんとするのである、又更に本員が政府に問はんとする事は、政府は單に命令を以て暴利を取締るのみを以て、其效果が十分なりと致して、是れ以上に——命令以上に、即ち何故に今日物價が騰貴して居るのであるか、何故に米價は騰貴して居るのであるか、其原因を尋ねて、此原因に對して救治策を講ぜんとするの意思を持つて居るのであるかどうであるか、之を問はんとする所であります、米價を首め其他物價の騰貴の原因に至つては一ならざるも、其最大の原因は通貨の膨脹に在ることは爭ふべかざる事であると信ずるのであります、二月十五日現在の我正貨は十億五千五百萬圓であります、從て通貨も亦非常に膨脹して居る、即ち昨年末現在の通貨は八億二千四百萬圓にして、之れを五年末の六億百萬圓に比すれば、一箇年の膨脹高は二億二千三百萬圓である、大藏大臣は曩に貴族院の委員會に於いて、物價騰貴は通貨の膨脹を以つて主因とは認めないと云ふことを斷言したのである、併ながら本員は通貨膨脹を以つて物價騰貴の主因と認めざるを得ぬのであります、其の通貨の非常なる膨脹が、戰事貿易の大輸出超過に基因する以上は、此の戰爭が繼續する間は、貿易の關係は大體の上に於いて大なる異動を見ないものと言はんければならぬのであります、故に隨て通貨を或程度迄收縮すれば、從つて又膨脹して來るのである、絕えず是れが調節に心掛けぬければならぬのでありますが、此の場合に方つて政府としては適當なる正貨の處分策を講ずると云ふことが、私は肝要な事柄であらうと思ふのであります、次に物價騰貴の原因は運輸機關の不備であります、即ち曩に政府が同僚の質問に對して答へたる所に依れば今や鐵道に於ては五六十萬噸の貨物か停滯して居ると云ふことであります、即ち此運輸機關の不備が今日の物貨騰貴の原因を成して居ると云ふことも、亦爭ふべか

らざることであります、隨て運送の不足、運賃の騰貴と云ふことも、物貨騰貴の原因を成せるものである、然るに政府は何故に是等の物貨騰貴の原因を調節することに努めないのであるか、病める者に對して藥を與へんとすれば、其病氣の由て來る所を究めぬければ、之に對して藥を投ずることが出來ないと同樣に、今日の物價を或る適當の度合まで調節せんとするならば、何故に物價が騰貴せるかと云ふ原因を調査して、此原因に對して調節を加へると云ふことは當然の處置であらうと思ふのであります、而して政府は又何が故に輸入米の奬勵を爲して關稅の撤廢又は引下げに努めないのであるか、是等物價騰貴の原因を調査し又原因を調節せざる間は政府が如何なる命令を出しても、決して米價を首め其他の物價を適當の度合まで調節する事の出來ないと云ふ事は本員の斷言して憚らざる所である政府が物價を調節せんとする其目的と精神は本員亦深く之を諒とする者である、然るに政府が之を法律に依らず、緊急勅令に依らず、單に一片の命令に出でたる所の此動機を察するのに、之を善意に解釋すれば、政府が政府の判斷を以て完全無缺なりと信じた結果であらうと思ふのであります、政府が斯く信ずるの一事は偶々以て官僚政府の如何に非常識であるかと云ふ事を暴露せるものと、言はざるを得ぬのである(拍手起る)若し之を反對に峻酷に解すればどうであるか、即ち上に私が述べましたる立法の方式と運用は、政府が此機會に於て唯だ官僚政府の官權を擴大し、官僚の威力を伸張せんが爲の野心より來れるものと斷言するも、政府は之に對して正當なる辯解の辭の無かるべきを信ずるのである(拍手起る)若し果して斯の如しとすれば、洵に是は論外の沙汰と言はざるを得ぬのである、故に政府の斯かる手段に出でたる動機が何れに在るを問はず、斯かる命令の下に於ては、國民は一定の軌道の下に於て進むことは出來ないのである、何故に一定の軌道の下に於て進むことが出來ないかと言へば、何時如何なる制裁を其商行爲に對して加へられるか測り知ることが出來ないからである、昨年の九月此命令が發布せられたる當時、奔騰を致して居りましたる物價は一時落付きました故に、政府から見れば是は命令の効果であると見做したかも知れぬのでありますが、仔細に吟味すれば、是は物價自然の調節に非ずして、當業者が政府の一種の壓迫と不安とを感じたる結果であると私は見るのであります、果して然りとすれば是は洵に不祥なる事と言はざるを得ぬのであります、政府は申す迄もなく、專制政治たると立憲政治たるとを問はず、宜しく公明正大でなければならぬのである、公明正大にして初めて國民の信賴を繫ぎ、國家の威信を保つことが出來るのである、若し政府にして單に技巧を弄し、權略を用ゐるならば、其目的が一般國民の幸福を增進すると云ふ所に在つても、其政策は結局失敗を免れないものと言はざるを得ぬのである、暴利取締令は其目的其精神は、今日の時局に於て洵に適當の事であつて、どうしても今日の騰貴せる物價は或適當の度合まで調節して、中流以下の國民の生活に對して安定を與へると云ふことは、政治上より見て洵に大切なる事柄である、併ながら之が爲に國民を壓迫し、國民を脅迫して、其目的を達すると云ふことは、斷じて憲法政治の目的に非ずと信ずるのであります(拍手起る)多數國民の幸福を增進するが爲に、一部國民が其權利財產を制限せらるると云ふことは、固より免るべからざる事柄である、併ながら其制限せられたる範圍に於ては、其一部の國民も其所有權を享有するの樂を得せしめんければならぬのであります、即ち憲法發布の勅語に於て「臣民ノ權利及財產ノ安全ヲ尊重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍內ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ」と宣はせ給へる所以、蓋し此に在ることと本員は信ずるのであります、之を要するに政府は暴利取締令制定の根據に於て之を適法なりと信ずるのであるか、又此命令の効果を以て適當なりと信ずるのであるか、又更に此命令以外に私が前來申しましたる關稅の撤廢であるとか、引下げであるとか、交通上の機關の不備を補ふであるとか云ふ實際的の方面に於ても、政府は意を用ひんとして居るのであるか又今日迄何故に此實際的に効果のある方面に政府は手を觸れなんだのであるかと云ふことを、茲に政府に質問する次第であります。

〔拍手起る〕

○副議長(濱田國松君)　質問第四、千葉縣安房郡の再選擧に關する質問――鈴木富士彌君。

四　千葉縣安房郡の再選擧に關する質問
(鈴木富士彌君提出)

千葉縣安房郡の再選擧に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年一月二十九日

提出者　鈴木富士彌
贊成者　花井卓藏
外三十四人

千葉縣安房郡の再選擧に關する質問主意書

一　千葉縣知事折原巳一郎は大正六年十二月八日千葉縣告示第三百八十三號を以て衆議院議員鵜澤總明君外九名の當選證書を取消したり然るに本件選擧訴訟の結果無効となりたる選擧は千葉縣安房郡の選擧にして千葉縣全部の選擧に非さるを以て衆議院議員選擧法第七十六條に依り當選證書を取消すへき議員は安房郡選擧無効の結果直接に當選を失ひたる磯野敬君一人に限る者にして尙當選を失はさる鵜澤總明君外八人の當選證書は斷して之れを取消すへきものに非すと思料す隨て千葉縣知事か本件に於て選擧一部の無効と選擧全部の無効とを混同し卒然として千葉縣選出議員全部十名の當選證書を取消したるは不法不當の甚しきものにして當然無効の處分なりと確信す內務大臣の所見如何

二　假に前記の當選證書取消を有効の處分なりとするも當選證書の取消は衆議院議員たる資格證明の具を剝奪するに過きすして苟も法定數以上の得票を有し且有効投票の最多數を得たる者の所謂「當選人」たる資格を剝奪するの効力あるものに非す是れ選擧法第七十條に「有効投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス」と規定し且同法第七十五條に「當選人當選ヲ承諾シタルトキハ地方長官ハ直ニ當選證書ヲ付與シ云々」の規定あるに徵して明白なり本件に於て鵜澤總明君、吉植庄一郎君、木村政次郎君、關和知君、津田毅一君、鵜澤宇八君、柏原文太郎君、加瀨禧逸君、土屋淸三郎君の九人は明白に法定數以上の得票を有し且有効投票の最多數を得たる者なるか故に假令當選證書は取消の處分を受くるも尙選擧法に所謂「當選人」たる資格を失ふものに非す隨て千葉縣知事折原巳一郎か大正六年十二月八日千葉縣告示第三百八十四號を以て千葉縣安房郡に再選擧を命したるは選擧法第七十四條の規定に違背する不法の處置にして其の結果同年同月十八日同縣同郡に於て施行せられたる選擧も亦當然無効たること論を俟たす內務大臣の所見如何

三　本件の如く選擧一郡無効の結果現任衆議院議員中に失格者を生したる場合に於て之を補充するの方法は選擧法第七十條第三項の規定に基き同條第二項の順位に則り法定數以上の得票を有する者の中より順次當選人を定むへきものにして選擧區の一部に付再選擧を行ひ之を通算して當選人を定むへきものに非すと思料す內務大臣の所見如何

四　近時選擧官吏(及公吏)動もすれは不注意にして且選擧に關する法規に通曉せす其の結果選擧訴訟及當選訴訟頻發して之か爲當選者後日に至る迄迷惑を蒙ること尠からす當局は速に之か改善に付相當の方法を講すへきものと思料す內務大臣の所見如何

右及質問候也

〔鈴木富士彌君登壇〕

○鈴木富士彌君　千葉縣安房郡の再選擧に關しまして、法律上並に取扱上幾多の疑問が存するのでありまして、今其の中特に重要なるもの三四點を擧げて內務當局に質し、御答辯の次第を記錄に留めまして、後日の參考に供したいと思ひます、無味乾燥の問題でありますから、成べく手短に申上げます、疑問の第一は議員の當選證書取消に關する事柄であります、御承知の如く(「高聲に願ひます」と呼ふ者あり)安房郡に於て再選擧の施行されましたのは、昨年の暮の十二月十八日であります、それに先だつこと約十日、即ち十二月八日に千葉縣知事たる折原某は、千葉縣告示第三百八十三號を以て、鵜澤總明君外九名、即ち千葉縣から選出されましたる衆議院議員全部十名の當選證書を取消したのであります、是は果して適當なる處分でありませうか、私の見る所を以てすれば、是は地方長官として少しやり過ぎた處置、少くとも必要の程度を超越したる處置、一層適切に言へば、法に依て定められたる範圍を超越して爲されたる不當の處分であると思料されるのであります何故に不當であるか、告示第三百八十三號を見ますると「選擧訴訟ノ結果安房郡ノ選擧無効トナリタルニ付選擧法第七十六條ニ依リ當選證書ヲ取消シタリ

一斯樣に書いてあります、此告示の中に謳つてあります選擧訴訟と申すのに、旣に新聞紙上に於て御承知のことでありませうが、昨年四月總選擧の節に、安房郡平群村の投票が設備不完全であつて、投票記載所が往來から能く見える、往來に立つて中を覗けば、投票記載所に於て選擧人が書いて居る文字がはつきり分る、如何なる人に投票して居るのか判知されるのみならず、投票所の羽目板から往來を隔てて約八間の所にある、原田屋と云ふ宿屋の二階からも能く是が見える、又投票所内に於て選擧人が投票を書く時分に、一寸眼を轉ずれば、お鄰りで他の選擧人の書いて居る文字が能く見える、是は選擧法施行令第一條に違反するものであるから、平群村の投票は無効とすべきものである、而して平群村の投票は他の村と混同して識別することは出來ませぬから、延いて安房郡丈は全部一括して無効とすべきものである、左樣な理由を以ちまして原告の勝訴、即ち知事側の敗訴を言渡された訴訟事件であります、故に無効となりました選擧は、安房郡丈の選擧でありまして、千葉縣十二郡中殘る十一郡の選擧と云ふものは、有効として生きて居る、之を投票で申しますれば、千葉縣全部四萬六千餘の投票の中、安房郡五千票餘の投票が無効となつたのみで、殘る四萬一千餘の投票と云ふものは、尙ほ生き居るのであります、先づ此點が第一に御留意を願ひたい所であります、第二に千葉縣知事が當選證書を取消した唯一の根據たる、選擧法の第七十六條にはどんな事が書いてあるかと申しますると「選擧訴訟若ハ當選訴訟ノ判決ニ依リ選擧若ハ當選無効トナリタルトキ云々地方長官ハ其ノ當選證書ヲ取消シ之ヲ管內ニ告示スヘシ」と書いてあります、此條文は選擧訴訟の結果無効となつた場合には、其當選を失ひたる者に限り、選擧を取消すべしと云ふ趣意に解釋すべきものと信ずるのであります、之を具體的に申しますれば、選擧區全部の選擧が無効となつた場合は、此議員全部の當選を取消し、選擧區一部の選擧が無効となつた場合は、其選擧無効となりし爲に當選を失ひし者丈の、當選證書を取消すべきものである、斯樣な意味に解釋して然るべしと信ずるのであります、何となれば法文には明白に「選擧若ハ當選無効トナリタルトキ」と斯くありまして、直ぐ其下に「其ノ當選證書ヲ取消スヘシ」と書いてあります、即ち無効となつた其選擧と、當選證書を取消される人との間には、直接の因果關係がなければならぬのであります、又常識から考へて見ましても、當選を失はざる者の當選證書を取消す必要はないのであります、又之を取消すのは甚だ慘酷である、又理由も無ければ根據も無いのであります、如何に法文を曲解致しますればとて、選擧に關しましては、單に一事務官に過ぎざる地方長官が……

〔副議長濱田國松君議長席を退き議長大岡育造君著席〕

○鈴木富士彌君　無暗に當選證書を取消すと云ふやうな、さう云ふ大きな重要の權限は、私決して無いと斷ずるので有ます、是が第二に御留意を願ひたい點で有ます以上述ぶる二點を綜合考覈致しますれば其由て生ずる結論は自ら明瞭で有ます、千葉縣に於て無効となりたる選擧は安房郡丈であつて安房郡選擧無効の結果、當選を失ひたる者は某君唯だ一人で有ます、夫故に其一人を除きまして跡の九人の議員の當選證書を取消すと云ふ事は斷じて不當の處置と私は確信するのであります、或は說を爲す者があります、安房郡選擧の結果、何人が當選に何人が落選するか不明であるから、手續上一時當選證書を取消したのである、斯樣に申す者がありますが、此說には少くとも二つの誤謬を含んで居ります、先づ第一に千葉縣の議員十名の中、鵜澤總明君、吉植庄一郞君、木村政次郞君、柏原文太郞君と關和知君、此五名の方は安房郡以外に於て三千票以上の得票を持つて居ります、安房郡の再選擧に於て如何なる番狂はせがあらうとも、此五人の方丈は貧乏搖ぎもしない丈の確實の地步を持つて居るのであります、是は別に六ケ敷い事でも何でもありませぬ、加算と減算丈で直ちに出で來る答であります、何人が落選するか分らぬなどと申しますが、此五人の方の落選しないと云ふことは、確實一點の疑を容れざる所で、縱令大地を打つ槌は外れても、是ばかりは決して外れない、是は五人の方が申すことを、必ず裏書して下さることだらうと信じます、でありますから少くとも五人の方の當選證書を取消したと云ふことは、どうしても斷じて不當であると云ふ結論に到達するのであります、或は一時的に取消したのであるから、なに差支ないだらうと云ふやうな御議論があるかも知れませぬけれども、假令一時的なればとて、議員が當選證書を取消されると云ふ事は甚だ迷惑をする一日二日でも甚だ迷惑を致しますが、本件に於ては十四日間取消されました、此間汽車の「パッス」の使へない位の事は我慢すると致しても若し實發的の事が生じましたならば、或は取返しの付かぬやうな事が生じはしないかと信ずるのであります、假令一時的の取消なればとて甚だ迷惑を感ずる、是が第一の誤謬であります、それから第二に何人が當選し何人が落選するか分らぬと云ふことでありますが、是は將來の豫想であります、將來の豫想に依て現在の事實を破壞すると云ふのは、甚だ不穩當であると信じます殊に天下の選良たる議員の當選の證明書を剝奪すると云ふやうな、重大な事を漫りにやられて　甚だ當惑をする次第であります、安房郡の選擧無効と云ふのは、是は現在の事實でありますから、此事實に基いて何某君一人の當選證書を取消すのは是は至當であつて何人も異論の無い所、此れ以外の九人の當選證書を取消すと云ふ事は、斷じて必要の程度を超越したる不當の處置であると信ずるのであります、若し安房郡はどうしても再選擧をしなければならぬと云ふのであれば再選擧の結果落選したときに、初めて其落選者の當選證書を取消せばそれで宜しい敢て晩しとしない、是が誤謬と信ずる第二の點であります、以上述ぶる所如何なる點から觀察致しましても某君一人を除き、他の九人の當選證書を千葉縣知事が取消したのは法に依て定められたる範圍を超越して、爲されたる不當の處置であつて、且つ甚だ僭越なる處分であると私は固く信ずるのであります、此點に關しまして內務當局は如何なる見解を持せらるるか、承る事が出來れば大變幸福であると存じます併し唯今の論點は實の所餘り重要でありませぬ、又現行の法制に於ては、此處分の無効を認むる手續と云ふものが缺如して居るやうに信じますから、是は假りに有効の處分と致しまして、次に當然生ずべき第二の疑問に移りたいと存じます、疑問の第二は、再選擧施行の法律的根據に關する事柄であります、御承知の如く總選擧と補闕選擧に關しましては、選擧法に明白なる規定があります、一部の再選擧に就きましては選擧法に何等直接の規定がないのであります、千葉縣知事は何を根據にして再選擧を命じたか告示第三百八十四號を見まする と「選擧法第七十四條ニ依リ安房郡ニ於ケル選擧ヲ行フ」とあります然らば其七十四條には何と書いてあるか、「當選人ナキトキハ地方長官ハ期日ヲ定メ……更ニ選擧ヲ行ハシムヘシ」と書いてあります、即ち當選人のないときに限り、再選擧をなすべしと云ふ趣意でありまして其の反面には當選人のある場合には、再選擧を爲すべからずと云ふ意味を含んで居るのであります、然らば當時千葉縣には當選人が無かつたかと申しまするのに、千葉縣には立派な當選人が有ります、某君一人を除き他の九人の方は、選擧會に於て判然確定されたる所の當選人であります、而して次點者の鈴木久次郞君に、選擧會さへ開けば、直ちに當選人として確定さるべき資格を有つて居る方であります、是等の人々を當選人に非ずとは、何を根據にして申すか、千葉縣知事は當選證書さへ取消せば、それで當選人たる資格は當然消滅するものであると、斯樣に考へて居るやうに見えまするが、是は大なる誤り以ての外の謬見であるのであります、申すまでもありませぬが、郡部の選擧に於て、如何なる順序手續に依て當選人と云ふものが確定されるか、選擧法を見れば一目瞭然であります、各町村に於て投票が終りますれば投票函を當然郡役所に持込みます、開封を致します、開票を致します、開票の結果を選擧長に報告をする、選擧長が選擧會を開いて報告書を調査して、當選人と云ふものを確定致します、是れで當選人と云ふものが明白に決つて仕舞ふのであります、然る後當選人に其の旨を告知して、當選人から承諾するや否やの屆出を爲す、拙者當選を承諾致してござると云ふ承諾書が出て、初めてそこで當選證書と云ふものを交付する斯樣な順序になつて居るのであります、でありますから、此の當選證書を附與すると云ふことは一番最後の手續である、當選證書を附與する前に、當選人と云ふものは決つて居らなければならぬのであります、當選人が決つたら告知の必要もあり、承諾の必要もあり、又當選證書を附與する必要を生ずると、斯う云ふ筋合のものであります、當選證書と云ふのは讀んで字の如く、當選したりと云ふ一の證明書に過ぎないのであります、吾々議員は當選證書を貰つてから、初めて當選人になるに非ずして、當選人なるが故に、當選證書を貰ふと云ふ筋になるのであります、でありますから、何かの間違で地方長官が此の當選證書を取消すことがありましても、吾々が法定數以上の得票を有し、且

つ投票の最多數を有し、選擧會に於て當選人と確定されて居る以上は、其後の手續に如何なる變化を生じやうとも、吾々の當選人たる資格は、少しも動搖するものでないのである、當選證書の剝奪と云へば、何だか大變大仰に聞えますけれども、是は唯だ當選證明書を剝奪するに過ぎない、當選の資格其物に立入つて之を覆すのかと云ふものは、斷じて無いのであります、是は選擧法第八章の規程が七箇條あります、其七箇條を能く熟讀致しますれば、自ら明瞭になる所の法理であります、然るに千葉知事は當選證書さへ取消せば、當選人は無くなるものと考へて居らるゝと云ふに至つては、是は主客顚倒、本末を誤るの甚しきものであると私は信ずるのであります、若し千葉縣知事の所見の如く、假りに當選人が無くなるものであるとすれば、千葉縣全部に亘つて再選擧を施行しなければならぬと云ふ結論を得るのであります、安房郡に限り再選擧を行ふと云ふのは前の議論と牴觸矛盾して來ると云ふことになります右の如き次第でありますから、選擧法第七十四條に依て安房郡の再選擧を取消したりと云ふ千葉縣知事の處置と云ふものは斷じて不當であると云ふことを私は責任を以て申上げることが出來るのであります或は順序の上より考察致しまして、選擧區一部の再選擧は、或は選擧區制を蹂躪するものであるとか、選擧不可分の原則に反するとか、新に選出された議員の任期を起算するに不都合を生ずるとか、或は缺員補充の規定に牴觸するとか、色々の議論がありまするが、是れ等は皆な再選擧を否認するに有力なる議論でありますから、私は又爰に之を引用致します立法論政治論として、私は又別に一箇の見解があります、現行法の解釋としては、安房郡に再選擧を取消したる事に付て、私は斷じて賛意を表することが出來ぬのであります、內務當局は此點に關して如何なる見解を持せらるゝや、是れ亦承りたいのであります、疑問の第三は議員の缺員補充の方法に關する事柄であります、本件の如く選擧一部無效の結果、現任議員中に失格者を生じたる場合に之を補充するのは、選擧法第七十條第三項の規定を適用すれば、それで宜しいのではないかと私共は信ずるのであります、選擧法第七十條の第三項と申しまするのは「選擧訴訟若ハ當選訴訟ノ結果ニ依リ必要ナルトキハ本條ノ例ニ依リ更ニ當選人ヲ定ム」と斯樣に書いてあります、本條の例とは何であるかと云ふと、是は第二項の規定でありまして「得票者ニシテ當選人ト爲ラサリシ者ノ中ニ就キ得票ノ順位ニ依リ之ヲ補充ス」とあります、即ち次點者の中に就て、得票の順位に依て之を補充すると云ふ規定であります、で千葉縣の場合に於きましては、安房郡選擧無效の結果、當選資格を失ひたる者は某君一人でありますから、是は次點者の鈴木久次郎君を擧げて補充すれば宜しいのであると私共信ずるのであります、若し第七十條第三項の規定が、本件の如き場合に適用のないものであると致しますれば、殆ど此條文は適用する機會が無くなつて仕舞ふ、全く空文に屬すると云ふ事になるのであります、是は斷じて選擧法の精神ではあるまいと私信ずるのであります、或は此選擧法の第六十四條の二項を引きまして其法文に「選擧ノ一部無效トナリ更ニ選擧ヲ行ヒタル場合ニ於テ」云々の規定を引きまして、選擧法は確に一部の再選擧を豫想して居ると論ずる者があります、論者の言は頗る理由があります、如何にも法は一部の再選擧を豫想は致して居りまするが、是は選擧の一部無效となつて、且つ當選人の無き場合に爲したる再選擧を指すものであります、又一つには選擧會を開く前に選擧が無效となつて、再選擧を行ひたる場合、即ち大正五年の十二月に、石川縣能美郡の或る村に於て行はれたる再選擧の如きもの是等を含むものでありまして、本件の如く當選人のある場合には、此第七十條の第三項に依て缺員を補充するのが、至當であると信ずるのであります、此點に關して內務當局は如何なる見解を持せられるか、是亦伺ひたいのであります、疑問の第四、是は疑問と云ふよりは寧ろ警告と言ふが適當であるかも知れませぬが、近來選擧事務を取扱ひまする官吏公吏が不注意不謹愼であつて、且つ選擧法に通曉せざる爲に、選擧訴訟及當選訴訟などが澤山に出まして、後日に至るまで當選人が甚だ迷惑をすることのあるは、既に諸君の御承知の通りであります、選擧と事もなげに申しますけれども、選擧に際して候補者の苦心と云ふものは、實に筆紙に盡し難い辛苦を嘗めるのであります、大官諸公は此選擧に付ては直接の御關係はありますまいと思ひますが、候補者が選擧に當りましては、筆と舌とを以て奮鬪し力戰する位の事は是は普通の事であつて、少しく激しくなりますると云ふと、骨肉相食む程の激戰をしなければならぬと云ふ譯でありまして、斯の如くにして辛うじて當選者の地位を贏ち得て、ほつと一息吐く間もなく、又官公吏の不注意の爲に訴訟を提起せられて其地位を脅かされ、其地位を覆されると云ふに至つては、實に氣の毒とも悲慘とも、言ひやうの無い慘たらしい出來事であると私は思ふのであります、故に當局者は此點に關して、速に改善の方法を講ずべきものと思料致します此點に關して內務當局は如何なる見解を持せられるや、是も承りたいのであります、以上四點の質問に關して、私は內務當局の誠意ある御答辯を期待致します、頃者道路に傳ふる者あり、水野內務次官は、此安房郡の再選擧の不當であることを知つて居るけれども、或る事情の爲に、地位を賭して之を斷行したのである、斯樣に申す人かあります、是は恐くは事實ではあるまいと思ひます、若し事實なりとすれば、其特別の事情とは何であるか、併せ聽くことを得ば、是れ單り私の滿足許りではありませぬ、天下の疑惑が之に依て消散するの機會を得るであらうと思ひます、誠意ある御答辯を期待致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　第六、「ルーマニア」行醫師團の潰散に關する質問、土屋清三郎君。

六　「ルーマニア」行醫師團の潰散に關する質問（土屋清三郎君提出）

ルーマニア行醫師團の潰散に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年一月三十一日

提出者　土屋清三郎

贊成者　江藤哲藏

外二十九人

ルーマニア行醫師團の潰散に關する質問主意書

ルーマニア行醫師團潰散の始末如何

右及質問候也

〔土屋清三郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○土屋清三郎君　私は羅馬尼國政府招聘醫師團の潰散に關して、文部當局者に質問致したいと思ふのであります、此問題は啻に關係醫師團の迷惑である許りでなく、又關係せられた所の當局者に於ても、定めし御迷惑であつたらうと思ふのである、併ながら此結果は、之を內にしては、國民の政府の施設に對する不安となり、之を外にしては、我政府及國民の信用に關する事でありまするが故に、如何に善意に解釋致しましても、一言此始末を質さゞるを得ないのであります、昨年の六月羅馬尼國政府より、我が伊太利大使を通じて、羅馬尼國が發疹窒扶斯の流行に苦しんで居るが故に、之を救濟すべく、我國の醫師百名の招聘を申込んで參つたのであります、同時に恰も羅馬尼の國より、軍需品買入の爲に我國に派遣せられて居つた所のフエリツクス、ベテレスコ此兩陸軍大佐が、矢張伊太利大使の紹介を以て、我が政府に其事を依賴をして來た、此に於て外務省は、先づ之を陸軍、文部、內務の三省に通牒致しました所が、陸軍に於ては現役の軍醫は勿論の事、豫後備の軍醫も亦之を派遣することが出來ないと云ふことで、一言の下に之を斷はられた、文部省に於ては、恰も醫學專門學校長會議を開いて居つた際でありましたので、其席に相談を致しました所が、一校二三人位ならば出來やうけれども、百人と云ふ者は出來ないと云ふことで、是亦斷はられたのであります、內務省の方に於きましては、從來の關係で、發疹窒扶斯其他に經驗ある所の醫師にして、嘗て內務省關係の場所に奉職した者もありますが爲に、若し民間に於て斯の如き醫師の志望者があつたならば、相當周旋の勞を執つてやらうと云ふ程度の御挨拶であつたと云ふことでございました、間もなく羅馬尼國の狀態は、發疹窒扶斯は段々に屛息をして來て、却て戰場より歸來する所の傷病者の治療する爲に、內科及外科に經驗ある醫者を欲しい、故に曩の百名は此方面の人に換へて貰ひたいと云ふことを更に申入れて參つたのであります、所が陸軍は左樣にして斷はられた、內務省に於ては唯だ單に紹介の勞を執らうと云ふ範圍に止つて居る、又文部省に於きましても專門學校長會議に於いて斷はられた後に於て、如何なる事情があつたかは存じませぬけれども、文部の當局、就中田所次官及林傳染病研究所長が俄に活動を始めて、非常な勢で此事に盡力を始めた、先づ第一に是には一行百名の醫師を率ゆるに足る所の、適當なる團長を求めなければならないと云ふことで、林傳染病研究所長は、曩に我赤十字社より佛蘭西に派遣せられたる所の、茂木醫學博士を最も適任と認めて、同博士に團長たらんことを交渉致したのであ

ります、然るに茂木博士に、[illegible]生會病院の外科部長であるし、又夫人は病の爲に[illegible]に入院中であり、幼ない子供は[illegible]の手に於て養はれて居ると云ふ色々な事情の爲に、再三斷はられたのでありましたが、林傳染病研究所長には此の醫師團と云ふものは、實は實質に我政府が羅馬尼政府の招聘に應じて派遣するものである、即ち實質に於ては政府の事業である、又羅馬尼國政府との交涉に代表者に於て立つて居る、で今日は唯だ人の問題丈であつて人さへ纒まれば一刻も早く派遣してやりたいのである、故に此際區々の情を捨て、國家的事業、國家的名譽の爲に、是非此任を受けて與れよと云ふ切なる慫慂の爲に、一身一家の事情を顧みず、進んで此任に當る事になり、文部當局其他と會見致しまして林傳染病研究所長の言を確め、同時に此醫師團の組織其他に關する覺書を協定致したのであります、其覺書は傳染病研究所の公の用紙を以て認められてある前後十二箇條に亘つて居りますが、是は一々朗讀することを略しまして、唯だ其の中の注意すべき一二の點を申上げまするど云ふと、其の第二項に「總班長及班長ハ內務文部兩省ニ於テ協議ノ上選定シ班員ハ各班長ニ於テ之ヲ選定シ兩省當局者ノ承認ヲ經ルヲ要ス、文部內務外務省等ニ出願セル志望者ノ履歷書ハ人選上參考トシテ之ヲ各班長ニ提示ス」第六項に「羅馬尼國政府ト交涉其他ニ關シ必要ト認ムルヲ以テ佛語ニ堪能ナル通譯一名ヲ總班長ニ隸屬セシムル事」第八項に「總班長及班長ヲシテ羅馬尼國衞生狀況其ノ他班員勤務狀況ヲ時々報告セシムル爲メ本省ヨリ囑託ノ辭令ヲ交付スル事」其他は俸給であるとか、或は旅費であるとか色々ありますけれども、それは略します、兎に角斯の如き覺書を交換して、さうして愈々茂木博士は團長たることを引受ることになつたのであります、そこに持つて參りまして、當局者の方では是れは非常に急ぐのである、殊に西比利亞鐵道は目下貨物が輻輳して居る爲に、一箇月位前から申込んで置かなければ到底間に合はない故に、せめて荷物の必要なる大凡の噸數を調上げて一刻も早く報告して貰ひたい出來得るならば七月下旬に此方を出發したいからと云ふので、非常に急立てられました爲に、茂木博士は此協定に基きまして、曩に佛蘭西に行つた救護團に屬して行つて、當時神戶の或商館に高給を以て奉職して居つた所の通譯を、神戶から態々其所を罷めさせて頼み、又同じく神戶[illegible]現に開いて行つて、目下名古屋に居る所の藥舖師を呼寄せ、一々當局と打合を致しまして或は陸軍衞生材料廠に就て、救護に必要なる藥品の種類及材料の數量等を調べ又赤十字社に對しまして必要なる器具材料の供與を依頼し、並に民間の醫療器械或は藥品商等に對して、いつ何時でも必要なる所の藥品器械を買ひ得るやうに內交涉を致し朝は早朝から夜は十一時十二時頃迄家を捨て、此準備に奔走を致しましたのであります、又一方には團長の下に附く所の各班長は、傳染病研究所長並に文部當局者と協定をして、夫々各方面より適當なる人を選拔し、又班員たる所の醫員は、傳染病研究所長が公文書を以て各大學及醫學專門學校長に、斯の如き依頼狀を出したのであります、是は速記に載せる丈にして朗讀することは略します

拜啓時下大暑の候愈御清穆奉賀候陳者今回ルーマニア國より外科醫、內科醫、招聘の件相來り候に就ては左記の條件にて貴院醫員に希望も有之候はは履歷書取揃へ御通知被下度此段及御依頼候也

大正六年七月十六日

傳染病研究所長　林　春雄

各大學及醫學專門學校附屬病院長宛

左記

一、期間　八箇月
二、俸給　四百圓乃至七百圓
三、旅費　四百圓
四、支度料　三百五十圓
五、俸給は內地出發より起算す
六、住居食事は向持

以上

斯の如くにして班長になつた人達は、何れも此事業が國家的事業である、日本の醫學の名譽であると云ふ意味からして、或は日本醫學專門學校の外科部長であつた福地政一博士、北海道の小樽病院に在つた鴻尾博士、其他各方面の若手の人達が集りまして、班長たることを承諾し、班員等も夫々內決して、いつ何時でも出發をするやうにと云ふ準備を致させたのであります、さうして七月二十四日に、文部省に於て公然此班長其他を決定し、二十八日には班員全部を文部省の圖書館に集めて、此處で文部次官は一場の訓示を與ふべく、參事官に其原稿までも作らせて、愈々其日になりました所が、何等かの出來事があつたと見えまして、それが見合になつたのであります、是と前後致しまして、或は其前でありましたか後でありましたか、兎に角此前後に於て新聞に斯樣な事が現れた、寺內總理大臣は新聞紙に於て此事を承知せられて下僚の方に御尋になつた所が、それは事實であると云ふ事、そこで總理大臣は、政府より派遣するが如き形式を取ると云ふ事は考へものである、軍籍に無い所の人々であつて、先方に於て萬一の事があつた時分には、救護の方法が無いではないかと云ふことの、尤もな御注意が有つたのであります、所謂鶴の一聲とでも申しませうか、此事あつて以來、文部當局並に林傳染病研究所長の態度はがらり變つて仕舞つたのである、一方團長は總ての準備を整へ、班長以下班員は夫々家庭の方の極りを付けて、何時出發の命令があるかと云ふことを待つて居るやうな次第でありますから、團長より此事を文部當局者に聞き質して見まするど、實は羅馬尼が目下あゝ云ふ狀況である故に、當方より醫師團を派遣しても、夫等の身元の保證が出來るかどうかと云ふことを、伊太利大使の手を經て、即ち伊太利政府が保證が出來るかどうかと云ふことを、目下交涉中である、其保證が來次第に、明日にも出發すると云ふことであつたのでありましたが、如何にも世間の雲行が怪しい、殊に政府の意嚮を知るべく、醫界に於て最も古い歷史があり、最も信用のある「醫海時報」と云ふ雜誌に、後藤內務大臣並に羅馬尼使節の此事に關する談話が載せられた、其一節を此所で引用致しますが、後藤內相は曰く「羅馬尼へ日本醫師の雇はるゝに付ては、我輩何等反對はせぬ、唯だ併し政府が餘り干涉的に容喙するのは間違つて居る、醫師を傭ふに付て世話することは、無論差支の無いことであるが、之を政府の事業なるかの如く、政府が其事務を執るに至りては、正に公私混淆である、一體內務省にしても亦文部省にしても、そんな事を如何にも政府の事業らしく思はしむるのは、能吏のすべき業ではない、斯んな事業は宜しく醫師會に紹介して、醫師會邊りで撰擇推薦するのが當然の事である、政府としては須く羅馬尼人と醫師會との中間に立つて、紹介の勞に服せば宜いので、最後の人選迄政府が自ら關係するに至つたのは、多分官吏が事務閑散であるが爲であらう」途中を少し略します「文部省がそんなに人事興信事業に手が出したくば、宜しく熨斗を附けて、文部省に[illegible]りするのだ、此の暑中に於ける官衙の事務である、文部省は元來教育に關する事務を統一して居る所の官府なるにも拘らず、何時の間にか人事興信事業を開くやうになつたのだ」更に羅馬尼使節の言葉が載つて居ります、羅馬尼使節曰く「總ての條件が漸次變更されたが、其都度吾々は之に同意して、然るに最後に至りて、旅費の件に付ては、吾々は無論の事、伊太利大使等に於ても、絕對に其提案を不當と認めた、其事實と云ふは他無し、總ての條件を容認せる最後に、旅費に付ては當初四百圓と云ふ申出ありしに、後には七百圓にあらざれば否と言つて來た、爲に貴國政府は其後に於て、醫師團と協議を重ねると言つた限り、未だ何等の消息に接せぬが、吾々は四百圓ならば前來の條件で招聘すべし、吾々は貴國の經驗ある實地家を招聘せむが爲に多大の時日を費せるが、要するに貴國政府當局者の要求は非常にして、宛然緣日の商人である、予は其態度か要求を變更して、戰爭を口實として、聯合國側たる義務を盡さずして、却つて金儲けに熱中するにあらざるかを疑ふものである」實に斯樣な後藤內務大臣と云ひ、又羅馬尼使節と云ひ、意外な事を公言して居るのであります、而も其間に我國より後れて交涉を受けた所の亞米利加の醫師團は、遠慮なく橫濱に上陸して悠々東京を見物して一足先に羅馬尼に出發をして仕舞つたのであります、此に於て茂木博士は、始めて最初林傳染病研究所長と交換した所の此覺書が、間違ひであつて、總理大臣も御承知がない、內務大臣は寧ろ御不同意であるかの如き口吻を洩されて居る、吾々は全く個人の雇傭關係で行くと云ふやうな譯である、又交涉も總ての契約も成立して居るかのやうに承知をして居つた所が、其交涉もまだ本當には成立して居らない單に條件を先方に示したのみであつて、先方は此條件に必ず應諾をするであらうと、速斷したのであつたに過ぎないと云ふことに心付きまして、甚だ心外に思ひ、文部當局者に談判を致しました所が、次官は前の言葉とは打つて變つて、文部省は單に斡旋すると云ふに過ぎないで、兎に角今近い內に伊太利大使より返事が來るであらうと思ふから、保證の回答が來さへすれば、明日にも出發するからと云ふやうなことを繰返す丈であつて更に要領を得ない、仍て最初の交涉者である、當の責任者である所の林傳

染病研究所長に會見を求めました所が、機敏にも遊早く東京を去つて夫人を携帶して鎌倉の別莊に悠々と遊んで居らるゝ、鎌倉に推蒐けて行けば、近所に旅行したと云つて留守を使はれる、已むを得ず今度は手を換へて、羅馬尼の使節に通譯を遣つて談判をさせた所が、通譯は前に申しました通り、唯々我政府當局者の不信を罵倒するのみで、殆ど要領を得ない、是に於て茂木博士は背後に一百の班員を控へて――非常なる決心を以て上京して來た所の班員を控へ、自分はどうすることも出來ない、所謂進退兩難の苦境に陷りましたが爲に、已むを得ず、八月二十九日辭任に關する詳細なる書面を林傳染病研究所長に送つて、團長たる事を辭退し、同時に班長を集めて其事を報告致しました所が、各班長は何れも憤慨して、團長が既に左樣に意を決するならば、吾々も亦共に同一行動を執ると云ふことで、悉く班長たることを辭し、茲に羅馬尼醫師團と云ふものは、成るに垂んとして全く潰散致して仕舞つたのであります、之が爲に世間の輿論は非常に沸騰して來た、林傳染病研究所長はいつになつても歸京せられない、獨り田所文部次官は、例の如き得意な辯を揮つて辯解を爲されて居る、どう云ふことを申して居るかと言ひますと「どうも茂木君は氣が短くて困る、あんなに早くやつて呉れないでも宜かつたのである、明日にも伊太利大使から保證が來さへすれば、直ぐにも出發しなければならぬ、或は準備をして、器械をどうしたとか何とか言ふけれども、當局者としては唯だ準備の――下準備をしろと言つたに過ぎない、又班長等が非常に迷惑して居ると云ふことであるけれども、是亦政府としては、公然辭令を渡した譯でも何でもない、向ふが地方から出て來た、或は現在の職を捨てゝ來たと云ふことは是は勝手であつて、文部省は何も與り知らない、或は茂木君あたりは、損害を餘程したであらうなんと云ふ者もありますけれども、是は茂木君自身が言ふが如く、僅に一杯の麥酒を班長等に振舞つた費へに過ぎない、併ながら之れが爲に茂木君も大分名が賣れたから差引辛抱が出來やう」と、斯う言ふやうな御言葉である、間もなく伊太利の大使からは、日本より羅馬尼に派遣する所の醫師團に對しては、保證が出來ないと云ふことを言つて參り、又羅馬尼の使節も口を極めて文部當局者を罵倒しつゝ故國に引揚げて仕舞つたと云ふのが、之が此問題の大體の經過であります、是に於て、私は二つの――三つの點に於て、文部當局に質問を致したいと思ふ、第一最初は政府の事業であるかの如くに吹聽し、此の愛に在る所の覺書に依ても又團長班長等に次官其他の方が仰せられたことに依ても、實は實質は政府の事業である、政府より派遣するも同樣であると云ふことを屢々申されて居りながら、一朝鶴の一聲に依て、形勢不利と見るや直ちに態度を一變して、是は個人關係であつて、文部當局は單に周旋の勞を執つたに過ぎないと斯う申されて居りますが、若し果してさうであるならば、何も文部當局が、彼の大學教授にして、傳染病研究所長である林博士の如き人が、非常に忙しい間に於て、其職を捨てゝ大騒をするには當らない、後藤內務大臣の申された如く、醫師會に取次いでやりさへすればそれで澤山である、道路傳ふる所に依りまするとと何が故に傳染病研究所長や文部次官あたりが、左樣に此事に力を入れたかと申しまするど、傳染病研究所が移管後に於て、信用殆ど地に墜ちたと云ふことは、是は萬人の認むる所である、殊に此信用は醫師社會に於て零である、何等か機會を以て之を挽回しやうと企てゝ居つた矢先、圖らずも羅馬尼政府より醫師の招聘を求めて參りましたので、之を機會に故らに事實を大袈裟に新聞其他に吹聽して、畢竟人氣取りにやつたのに過ぎない、又文部次官其他が之に關係せられたと云ふことは、一つは林君と個人的同窓の關係もあるし、又甚しきに至つては、是は實に――斯樣な事を申上げて宜いかどうか分りませぬけれども、戰爭の跡の論功行賞の關係もあつて、大騒をしたのであらうなどゝ云ふ、甚だ失禮な說を唱へて居る者も世間に在るのであります、而して實際の經過を見ますると云ふと、初めは非常に意氣込み、形勢が非なりと見れば、逃出して人にも會はぬ、即ち功は己れの手に、過ちは他の上にと云ふ、當世風の責任轉換をやつて居る所を見ますると、斯の如き風說が道路に傳へられても、強ち打消す事が出來なからうかと思ふのであります、若しも政府が初めより國家的事業とか、或は實質に於て政府事業であると云ふが如き事でなくして即ち單に周旋の勞を執つたに過ぎない、それ以外は政府與り知らずと云ふ事であれば然らば此最初の覺書はどうするのであります、本省が與り知らないのに傳染病研究所長と云ふ者が、公けの文書を以て斯の如き契約を結んで世間を大騒をさせて、さうして他に非常なる迷惑を掛けたと云ふ事であれば、此林傳染病所長に對して文部大臣は如何なる處置を執られたのであるか、是私が第一に御尋致したい所である、第二は覺書の如く最初一切交涉が成立したかの如く團長其他を誘つて準備が愈々出來て、然らばいつ何時でも出發が出來ますと云ふ事になりますれば、まだ交涉が本當に成立して居ない、旅費の如き話が纏らない、伊太利大使より返書が來ないと云ふ爲、却て羅馬尼使節は日本政府にはもう懲り〳〵であると言はれ、伊太利大使から之を拒絕せられ、一方團長以下各班員は尻を向けて辭任を申出てゝ潰散して仕舞つたと云ふことは何と云ふ失態でありませう、殊に向ふとの契約が全く成立しない以前に於て、此方の話のみを先に成立させて仕舞つて、羅馬尼に向つて何時出發して宜いかと云ふことの督促を致すやうになりました爲に、主客轉倒してどうか早く此醫師團を雇つて呉れと、向ふに依頼するが如き結果になりました爲に、羅馬尼の使節は、日本は金儲けの爲あんな事をすると云ふやうな無禮の言を發せられて、尙ほ我慢して居なければならぬことになつた、文部省は幸に外務省でないから幸福である、若し是が外務省であつて、事外交に關する事であるならば、外交上の大失敗と言はなければならぬと思ふのであります、而して是が爲に內外に對して、政府の信用を失墜したと云ふことは甚だ尠なからぬと思ふ、之に對して文部當局は如何なる見解を有せらるるのであるか、是が第二、第三は此輕卒なる當局の處置の爲に、人身供養に擧げられたる所の團長以下各班員に對して、當局は何等か慰安の方法を爲されたのであるかどうか、文部次官の御言葉の如く、當局は與り知らずと云ふことであれば、左樣な事は萬々ない筈でありますが、果してさう云ふ方法を執らなかつたかどうか、或は執つたかどうか、執らんとしたか、執つたならば、其目的を達せられたかどうかと云ふ事を承りたいのであります、最後に附加へて申上げたい事は、私が此質問を提出せんとする風說が立つた當時に於て、文部省の或當局と羅馬尼醫師團の團長であつた茂木博士との間に、何事か起つて醫界の新聞は筆を揃へて「羅馬尼事件の死灰再燃」と云ふ題で熾に書立てた、其內容を摘んで申しますと、一月中頃に名前は故ら申上げませぬが、文部省の此問題に關係の最も深かつた或勅任官の御方が、七百圓の金を茂木博士の處へ運ばれた所が、それは醫師試驗委員としての金は別になつて居て、全く意外でありましたから、間違ひと思うて斷つた所が、次には別の矢張勅任の方が御出になつて、是非是は受けて置いて呉れろと云ふことでありましたが、茂木博士は名の無い所の金は戴くことは出來ませぬと言うて之を御返しになつて七百圓の金は多分今頃文部省にうろついて居るであらうと云ふことが、事詳細に記載されて居るのであります、併ながら是は後の事である、私は前にも申しました通り、此問題に依て迷惑を蒙つた所の人は獨り醫師團許りでなく、文部當局に於ても御迷惑になりつゝあるのでありますが故に、總て當事者の爲された事を善意に解釋する意味に於て、此七百圓に關する質問は他日に保留し、今日は謹で敬意を表するに止めて置くのであります。

○元田肇君　議長。

○議長（大岡育造君）　元田肇君。

○元田肇君　本員は此際緊急動議を提出致しまして質問の順序として議事日程に列擧されてありますが其以前即ち此場合に於て、國民が非常に心配致して居ります米國輸出入制限令に付きまして、外務大臣に質問したいと存じます、どうか滿場の御贊成を戴きたく動議を提出致します。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　元田君より緊急質問の動議があつて、議事日程の變更を求められました、御異議ありませぬか。

〔「異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て日程は變更せられました――元田肇君。

米國政府の輸出入制限令に關する緊急質問

大正七年二月十九日

提出者　元田　肇君

〔元田肇君登壇〕

〔拍手起る〕

○元田肇君　緊急動議の御許を蒙りまして寔に滿足に存じます、本員の質問せんと欲する事は、簡單な質問でございますが、極めて重大な事と存じますのは、昨今新聞に表はれて居る所を見ますと、米國政府は輸出入品に付きまして制限令を發布せられたと

云ふことでありまする、此制限令の適用如何に依りましては、我國に如何なる影響を及ぼすか分らぬのでありまして、殊に盛に通商貿易を致して居る米國と日本との關係に付きましては、其結果の如何に依り重大なる關係を來す事と存じます、而して此事は一日も早く其成行等の眞相を知らんと、國民に擧げて希望して居る事と本員は存じます、此際政府は寧ろ外務大臣と申しませうか、出來得る限り其經過に付き詳細なる眞相を報告し、又之に對して政府は如何なる措置を執る積りであるか、若し御答が出來るならば、今日承りたい、萬一公會にて差支あれば祕密會でも宜しいが、滿天下の人民は實に其眞相を知りたく希望して居りますから、どうか成るたけ明白に今日迄の經過及政府の執らんとする措置に付御答辯下されたい、敢て之を請求致します。

〔國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇〕

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君)　唯今の元田君の御質問に簡單に御答致さうと思ひます、米國の禁輸問題と云ふ事は、餘程もう前から起るであらうと云ふことは豫期して居つた問題でありまして、實は出來得る限りの手段を執りまして、帝國の貿易産業に害を來さないやうにしたいと云ふ考が、此問題の起つた初めから、十分に政府では注意をし、又相當の手段を執つて居たのでございます、併ながら此戰爭が長引くに從ひまして、米國政府に於ては已むを得ず、斯の如き手段に出でざるを得ざるに至つた次第でございます、然るに今日まで吾々が得て居りまする所の報告に依りますれば、中立國の物品に對しましては、直ちに制限法を施行したのでございます、又聯合與國の物品に對しましては、聯合與國の代表者と協議上に、其品物も高も定めると云ふことになつて居ります、孰れ不日華盛頓に於て協議會と云ふものが開かれる事になつて居る、そこで日本の方では早速華盛頓の方へ訓令を下しまして、又亞米利加に今行つて居りまする、其筋の者も、其協議會に參列せしめますやうな、手段を執りまして、出來得る限り、帝國の貿易の保護に付きまして努力させる積りでございます、尚ほ又米國當局者に對しましても、此問題の起ります前、又起りましてからも、十分に注意を致して居る次第でございます、今日の所では今迄の經過、又政府が執つて居る手段は、是れ以上の事を一寸今申上げ兼ねますが、兎に角此の問題は帝國に取つては極めて重大なる問題でありまする、其積りで政府は出來得る丈やる積りで居ります左樣どうか御承知置き相成りたうございます。

○早速整爾君　唯今の御說明に付て一寸承りたいので、是から後の御考は如何やうであるかを更に承りたいのであります、是まで既に斯樣な問題が起るであらうと豫期して居られた、昨年の亞米利加の金の輸出禁止以後、此問題は公の制限と云ふ事が起つて來はしないかと云ふ事は、何人も氣遣つて居たのであります、それは當局者も既に豫期して居られたやうな唯今の御言葉であります、それに對して相當の手續を盡したと云ふ御言葉であつたが、今日に至るまで如何やうなる手段を執られたか、一寸吾々考へると、之に關しては當局者は今日まで非常に御盡力になつた形跡が無ければならぬ筈である、之に付て如何やうなる手段を執り來つたかと云ふ事を、今少し詳細に御說明を願ひたいと思ひます。

〔國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇〕

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君)　問題が公になつて居らぬことでございますから、隨て執るべき手段と云ふのも公の手段許りではないのでございます、隨て今詳細にどう云ふ事をしたかと云ふ事に付ては、少し私は御答致すに憚るのでありますが、併ながら斯う云ふ日本の貿易に對して妨害を來さないやうに、或は米國當局者の注意を促し、或は間接にさう云ふ事にならないやうに種々の手段を盡したのであります、それでそれ以上の事は、私一寸此處で申上げ兼ねますから、是れはどうかさう御了承相成りたうございます。

○早速整爾君　重大問題でありますからして、私は此問題は丁寧に御說明を仰ぐ必要があると思ふ、唯今の御說明のみに依て見ましては、今日まで當局者が無爲無策にして打過ぎられたのではないかと吾々疑はざるを得ないのである、色々の方法を執つたと仰せになりますけれども、國民は之に付て安心する事が出來ない以上、將來に對して更に吾々は憂慮の念を懷かざるを得ないのであります、元田君も最初此問題は祕密會を開いてゞも、詳細に說明を聽きたいと云ふ御要求でありました、若し祕密會にして外務大臣より此以上詳細の說明を聽くことを得られるのでありましたならば、願くば祕密會にしてゞも其今日までの經過、並將來執られんとする所の方針に付ては、國民が安心するやうに國家の利益になるやうに、此處は極めて詳細に御說明を私は仰ぎたいと思ふのであります。

〔國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇〕

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君)　今日の所に於きまして、唯今私が述べた以上の事は、公會に於ても祕密會に於ても申上げる事は出來ませぬ。

〔「のう〱」と呼ふ者あり〕

○正木照藏君　一寸御尋致したい、亞米利加が斯樣な制限をした所の原因が何れにござりまするか、新聞の傳ふる所に依りますれば、船腹の調節が一の原因であると云ふ事を書いてございますが、果して左樣でございますか、如何でございます。

〔國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇〕

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君)　私の所に達して居りまする報告にも、唯今御述べのやうな事が申して參つて居ります。

○議長(大岡育造君)　小麥製粉類の買占に關する質問、橫山勝太郎君。

七　小麥製粉類の買占に關する質問(橫山勝太郎君提出)

小麥製粉類の買占に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年二月一日

提出者　橫山勝太郎

贊成者　正木照藏　外三十人

小麥製粉類の買占に關する質問主意書

左の事實に關し農商務大臣に對し質問を爲す

事實

諸物價の騰貴極めて急激にして國民生活の危機に瀕す

之れ時局の變調に基く影響の然らしむる所なりと雖奸商輩の不正手段に原因するもの鮮しとせす就中頃者小麥製粉類の買占團なるもの所在に起り大資本を投して日本全國に涉りて買煽を實行し之か爲に市價の暴騰を來し延て米穀類麵類味噌醬油等日常品の騰貴と爲り第三階級の困難殆と言語に盡し難く深憂に勝へさる所なり

質問主旨

一　政府は目下諸物價の騰貴の原因は何れに在りと爲すか

二　政府は小麥製粉類の買占團に對し如何なる措置を採らむとするか

三　政府は一般に暴利取締令を適用するの方針なりや如何

右及質問候也

〔橫山勝太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○橫山勝太郎君　餘程時間も經過致しまして、甚だ御倦怠のやうに存じますが、事國民の實際生活に關する事項でございますからして、成るべく御清聽を煩はしたいと考へますで、質問を致しまする以前に唯々一言申上げて置きたいと思ひますのは、先刻我黨の紫安君より暴利取締令は憲法違反にあらずやと云ふ御質問がありました、私の質問せんと致しまする點は、此暴利取締令なるものが憲法に違反するや否やと云ふ點には存しないのであります、法律上の問題と致しましては、或は憲法違反であるかも存じませぬが、私は此憲法違反の問題は姑く別の問題と致しまして、姑く此暴利取締令なるものは、我大日本帝國の國法と見て、之を肯定したる前提の下に御尋をしたいと考へるのであります、御承知の如く假令暴利取締令なるものが憲法違反なりとするも、此憲法違反の農商務省令は、行政官の行政命令其他相當なる立法の手續に依て廢止せらるゝ迄は遺憾ながら之を有効と見ねばならぬと私は考へます、既に違憲であるけれども有効と見まする以上は、矢張日本帝國の法令でありまするからして、其現存したる法令は、矢張當局國務大臣其他行政官に於て之を嚴重に勵行するのが當然の任務であると考へますから、見地に基いて御尋を致したいのであります、而して此問題を申上ぐるに當つて更に一言致したいのは、我日本の近世史を繙いて見まするると、今日を距る恰も八十二年前、即ち天保八年の二月十九日に大阪に於て大鹽平八郎なる者が國民の生活問題に關して徒黨を組んで亂を作して、さうして時の官憲に對して叛逆を企てたと云ふことは明瞭であります、私は此暴利取締令に關する質問書を本月の一日に提出を致しまして、偶然にも八十二年後の恰も二月十九日の今夕此席に發言の機會を與へられましたと云ふ事柄は重大なる意味が寓せられて居ると考へます、八十二年前の二月十九日に國民の生活問題に關して大阪市に叛亂が起つた、又今日八十二年後の大正七年の二月十九日に、此問題を提げて此議會の壇上に於て質

問を致しますると云ふ事柄は、先般の申しまする如く、吾々國民は歴史の範圍に超越することは出來ぬであります、歴史は之を繰返すものであります、當局大臣は勿論、國民も此點に付ては餘程注意をしなければならぬ事項であると私は確信するのであります(拍手起る)是故に今日は復た農商務大臣も御出席がございませぬが、農商務大臣よりも精しく此問題を御調査になつて居りまする商工局長が御出でになりまするから、此局長よりして私は即時に詳細の御答辯を得たいと考へます、私の申上げまする點は、事柄が製粉類と小麥を買占に關する質問と申しまするので、甚だ大きな問題ではないので、諸君の倦怠を買ふことゝ存じますからして、私は成るべく簡單に申上げます、大正六年の一月に小麥粉の相場がどの位致して居つたかと云ふことを調査致して見ますると、一袋六貫目入つて居りまする所のものが二圓二十錢致して居つたのであります、それが二月三月になつて二圓三十錢に騰りました、五月に三圓と相成り、十一月には三圓五十錢と相成り十二月には三圓七十五錢と相成りました、今年の一月の初に當りましては、四圓五十錢と云ふ相場を示して居るのであります、即ち去年の一月の小麥粉の相場と、今年の一月の小麥粉の相場と云ふものは、實に十割の騰貴を示して、二倍の價値を持つことになつたのであります、それが漸次進んで參りまして、先月の下旬になりますると、四圓九十錢に暴騰致しました二月に入りましてからは五圓三十五錢と相成り、若くは五圓六十五錢と相成り、五圓七十五錢と相成り最近に至りましては實に五圓九十錢、本日も大阪地方の人が上京せられて御報告に依りますると、實に六圓內外の相場を持つて居ると云ふ話であります、即ち昨年の一月に僅に二圓二十錢致して居つたものが、今日此頃に於きましては六圓、約三倍の値段に相成つて居ると云ふ事柄は、皆さんに御注意を願はねばならぬ點であります、而して斯の如き暴騰を致しまする原因は、製粉類が少いのであるかと申しますれば、決してさうではないのであります、長くなりまするからして、大阪地方に於ける分は之を省略致して置きまするが、東京地方に於ける分のみを調査致しましても、二月初旬の實際の調査に依りますると、日本製粉會社が八十萬袋、東亞製粉會社が二十萬袋、日清製粉會社が五十萬袋、是程澤山の製粉類と云ふものが現に我東京市中に於て倉の內に藏せられてあるのであります、決して物が無いのではないのであります、然らば製粉類の原料たる小麥の出來高はどうであるかと云ふと、是も精しく調べて居りまするが、詳細は申上げませぬ、唯だ簡單に申上げますれば、大正六年に我日本の內地に於ける小麥の收穫高は約六百七十八萬石であります、其前年の大正五年度より約九十萬石乃至百萬石の增收に相成つて居ります、之に加ふるに大正五年度に於て國民が消費し能はざりし小麥の所謂越高と稱するものが約五六十萬石は日本內地に存在して居るのであります、斯の如く小麥其物も澤山存在して居りまするし製粉類も亦澤山市中にあるにも拘らず、今日斯の如き騰貴を致したと云ふ事柄は、如何なる原因であるかと云ふことを私は諸君と共に攻究を致して見たいと考へるのであります、前辯士も既に御話になりましたからして(笑聲起る「錦輝館ではありませぬ」と呼ふ者あり)物價騰貴の原因は、殊に小麥及製粉類の騰貴の原因は、第一が通貨の膨脹である、第二は一般經濟界の影響を受けたと云ふ、是は誰方が御考になつても間違のない事實であります、然らば此通貨の膨脹と一般經濟界の影響以外には、小麥なり或は製粉類なりの暴騰する原因は無いかと申しますれば、確に原因はあるのであります、然らば其原因は何であるかと申しますれば、吾々國民の膏血を絞る所の、吾々國民の實際生活に迫害を加へる所の奸商なる者があつて、製粉類の買占を爲し、其原料たる小麥の買占を爲すと云ふことが原因であることを吾々は探知したのであります、而して此小麥の買占及び製粉類の買占は、何人が如何なる方法でやつて居るかと云ふことを更に研究して見ますれば、神戶に幾千萬圓の大資本を有して居ります所の某商店であります、道路傳ふる所に依れば、此商店の主人は閣臣の一人の甚だ緣の薄い關係を持つて居ると云ふことを傳へて居ります、私は固より之を信じませぬ併し左樣な不祥な噂を持つて居る者が、國民の一角に確かに存在して居ると云ふことは、現內閣の諸公は餘程御考へにならなければならぬことゝ私は存ずるのであります、此現內閣の閣臣の一人と薄き〳〵關係を持つて居ると稱せらるゝ神戶の某商店が、大阪、神戶、馬關、東京、南の端の臺灣に至る迄、約五千萬圓の資本を投じて、製粉類及び其原料たる小麥の買占をやつて居るのである、先刻大阪市から御上京に成りました有志の語る所に依れば、阪神地方に於ても二百萬袋の製粉を買占めて居る、東京に於ても二百萬袋を買占めて居る、臺灣に於ても十萬袋買占めて居る、馬關に於ても五十萬袋買占めて居る合計約五百萬袋買占めて居るのであります(「辯士五十萬圓では勘定が合ひませぬ」と呼ふ者あり)資本が足らぬと云ふ仰せでありますが、彼等は信用を持つて居りますから一俵二俵買ふ人と違つて、彼等は金を要しないのであります、先物賣買もあり、信用の賣買もあります、私の申上げたのは現に五十萬圓丈は資本を投じて居ると云ふことを申したのであります、算盤に決して合はぬことはありませぬ、斯樣な方法に依つて、即ち大規模の買占をやつて居るのでありますが、今日官憲の方でも多少の取締を致して來るし、新聞に於ても、輿論に於ても、大變八釜敷くなつて來ましたので、彼等は遂に斯樣な口實を捻出したのであります、佛蘭西及び英吉利邊からの約束があるから、此約束に基いて輸出をしなければならぬ、此契約を實行せねばならぬと云ふのが、彼等の方の答辯であります、此答辯は吾々は甚だ疑ふのであります、何となれば私の聞く所に依れば、佛蘭西で日本の製粉類はどの位の相場を持つて居るかと云ふことを問合せました所が、日本の製粉類は七圓五六十錢乃至八圓以下の相場であると云ふことである、而して佛蘭西への運賃はどの位かと申すと、四圓乃至五圓要ると云ふことであります、今日船舶の甚だ少ない場合、他の方面の非常に需要の多い場合に於て、四圓や五圓では或は輸出が出來ぬかも知れませぬ、假りに四圓五十錢若くは五圓で運送が出來るものとしても日本の製粉が佛蘭西へ參りますると、どうしても十二三圓の相場に賣れなければ算盤が取れぬことになつて居ります、斯樣な事柄であるに拘らず、果して此鈴木商店――否な神戶の某商店が此輸出をやつて、果して金利を得ることが出來るかどうか、此點に付ては私は一種の口實でありはせぬかと思ひます、從て此英吉利方面へやると云ふのも、私は口實ではないかと考へて居ります、唯だ茲に彼等の言ふ事柄を一概に排斥することが出來ぬと云ふ事柄は、本月の一日に下關から二三萬袋某汽船に積んで、某商店が之を外國に輸出致して居ります若し果して是が事實でありまするならば、否な事實でありますから、或は彼等は矢張損が立つても、國際の信義を重んじ、契約上の信義を重んじて、外國に輸出すると云ふやうなことがあるかも知れぬと存じます、事此に至れば、日本政府の官吏はどう云ふ態度を執るのであるか、之を私は切に聞かんとするのであります、我日本政府が此小麥若くは製粉類の買占の事實は、之を現に御認めになつて居ると云ふ事柄は、警視廳の鈴木捜查係も此事實を認めまして幾十人の警察官を使つて、此事實を調査致して居ります、又農商務省の此局に當つて居らるゝ官吏も、此事を明言して居るのであります、農商務省が少なくとも此製粉類の買占の事實があると云ふことを認めて居ると云ふ事實は、本月四日に農商務省令の第三號を以て、先年發布致しました暴利取締令の第一條の米穀類とあります、下に「穀粉類」と云ふ三字を加ふる旨の省令を發しました、之に依て農商務の當局者が、日本の內地に於て奸商輩が少なくとも製粉類の買占をやつて居ると云ふ事實を確認致して居るのであります、確認致して居りながら今日迄何事もしないのである、此故に私の疑ふる所は、此小麥若くは製粉類の買占なるものが、吾々國民の生活に如何なる關係を持つて來たかと云ふ事柄を極めて簡單に申上げます、此小麥製粉類の買占をなされました結果、無論他の一般經濟界の影響を受けた事柄も原因となるでありませうが、主として買占の結果であります、此の麵類の非常な暴騰を致したと云ふことから、一番最下等の麵類、何と申しますか、皆樣も召上るやうでありますが、是れが五錢六錢と云ふ相場になつて來たのであります)又勞働者の日夕第二の主食料として使つて居ります麵類が、丸三と稱する分が現に一杯三錢と云ふことになつて居ります、殊に恐るべき結果は、素麵業者の上に非常な影響を持つて參りまして、素麵業は御承知の如く寒中に於いて製造致して置きまして、之れを夏に販賣致すと云ふのが斯業者の從來の仕來りであります、ところが製粉類が非常に暴騰致しました結果、素麵業者は素麵を造ることを一切止め、若くは止めんとして居ると云ふことの實際の狀況を產出して居ります又普通麵類を販賣致して居る飲食店も、餘り製粉類が高くなりました結果、廢業を致し、休業を致す者が所在に頻々として起つて居ると云ふことは、否むべからざる事實であります、殊に最も直接の影響を

與へましたのは麵麭であります、麵麭が一斤八錢乃至十錢若くは十二錢致して居りましたものが、本月の十五日からは現に十五錢と云ふ相場になつて居りまず、横濱に於きましては一斤十二錢の麵麭が、今月の十五日より十八錢と云ふことの値上になつて居ります、其他一箇一錢五厘の麵麭が二錢となり――一錢五厘のものが二錢となる、一箇一錢で十匁あつたものが五匁六匁に減つて居ると云ふやうな事實が、現時此菓子麵麭、食麵麭の上に現はれて來て居るのであります、此麵麭の影響はそれで御分りでございませうが(「分らぬね」と呼ふ者あり)殊に吾々が(「質問の趣意は何です」と呼ふ者あり)最も憂ふる所のものは、吾々の日常缺くべからざる味噌醬油の上に非常なる影響をした事實であります、(「そんな事は分つて居るではないか」と呼ふ者あり)詳しい事は御承知なら申上げませぬが、御分りにならぬ御方もあるやうでありますからして、一言申すのであります、簡單に申しますれば、味噌は一二年前に比して十割の騰貴を致して居ります、醬油は約五割の騰貴を致して居ります、斯樣な事實でありまして小麥、若くは製粉類を奸商輩が買占をした結果、吾吾の日用品の上に非常なる暴騰を來したと云ふ事柄は、爭ふべからざる事實になつて居ります、諸君の如く何事も御承知の御方は宜しいし、澤山の資産を持つて居る御方は一向差支ないのでありますが、實際第三階級の人民に取りますと、是は非常なる生活上の迫害であると私は考へるのであります(拍手起り「東京の町の大根一本何程なりや」「五月蠅い」と呼ふ者あり)それで政府に御尋を致して置きたいと考へますのは、此製粉類若くは小麥の騰貴の原因は、矢張私が先刻申上げましたやうに、奸商輩の暴利を目的とする買占に在ると云ふ事柄を認めるかどうかであります、既に製粉類及小麥の價の暴騰が買占に在ると云ふ事柄を政府當局が認めまする以上は、今日迄どのやうな手段方法を執つたかと云ふことを聞きたいのであります(「早くさう云へば宜い」「分つて居る」「それを聞けば宜い」と呼ふ者あり)御承知の如く暴利取締令は洵に恐るべき法律のやうでありまするけれども、元來法は死物であります、如何に立派な法令であつても、如何に嚴重なる法制であつても、之を政府當局が嚴重に國民に對して適用しなかつたならば、是は畫に描いた唐獅子であります(「それは買占の結果ではない」と呼ふ者あり)此故に從來暴利取締令なるものを、製粉類の買占、小麥の買占に對して如何に適用したか、適用し來つた事實を聞きたいと思ふのであります、之を今日迄農商務大臣は言明を致しませぬ、又現に買占をやつた者かあるのに對して、何等の方法を執つて居らぬからして、已むを得ず此壇上に立つて聞くのであります(「聞きたいことだけ聞き給へ講釋を言はぬで」と呼ふ者あり)さう仰しやらぬでも聞きたいだけ聞いて居るのです……

○議長(大岡育造君) 私語を禁じます。

○横山勝太郎君 第二に承りたいのは、此餐視聽なり農商務省の當局者は、今日迄如何なる方法を執つて居つたかと云ふことも承りたいのでありますが、今日以後どのやうにせんとして居るかと云ふことも聞かねばならぬのであります、又從來の形跡に徵すれば、今日迄此暴利取締令なるものは何等の効果が無いからして之をも適用せぬと云ふのであるか、此法律に依ては何等の取締方法を講ぜないと云ふのであるか、之を私は詳細に承りたいと思ふのであります、第三には小麥製粉類の買占に對して、素より此暴利取締令の適用を御願ひしたいのでありまするが之を一般の物價に對し、一般の日用品に對して政府は適用する意思なきや否やと云ふことも御尋をしたいのであります、御承知の如く吾々國民は小麥及製粉類の物價の騰貴に依て、非常な困難を致して居りますが、吾々國民が困難を致して居るのは、單に製粉と小麥との價の騰貴に非ずして、他の物價の騰貴に依ても吾々國民は困つて居るのであります、之に對して政府當局は、此暴利取締令なるものを如何にせんとするかと云ふ事を私は承りたいのであります我御承知の如く(「もう宜からう」と呼ふ者あり)我寺内内閣は(笑聲起る)吾々が演說會を開き、其の他集會を致します(「辯士何んだそれは」と呼ふ者あり)非常なる暴力を加へて人權の蹂躪を致して居りまするが、吾々は元來良民であるのであります、吾々の同志は元來良民であります、此吾々のやる政治運動に對して、不法越權なる人權蹂躪を加へるよりも、吾々國民の實際生活に對して迫害を加ふる所の奸商輩に向つて一大鐵槌を下す事柄が急務であると私は考へます(拍手起る)現内閣は何を致して居るのでありますか、日比谷に五人か十人、人が集まれば、幾百人の巡査を出して大騷動をやり、僅か五百人か三百人の人間が上野に集つて宴會をやれば、三百人五百人と巡査を使つて人權を蹂躪して居るにも拘はらず、中產階級以下の人が、幾萬人幾十萬人の人間が現に生活上の迫害を受けて居るのに、此官權を奸商輩に向つて使用せぬことは、本末を顚倒することの甚しきものであると私は考へます(拍手起る)岡半一人の取締が出來ぬやうで、又第二の岡半たる小麥や製粉類の買占をする此一商人の取締が出來ぬやうで、傲然として內閣に列すると云ふ事柄は不都合千萬な話だ、先刻政友會の領袖の人々より緊急動議として適切なる御質問がありましたが、それに付ても私は想ひ起すのであります、明治二十三年の八月にどう云ふ事がありましたか、朝鮮に於て朝鮮の咸鏡道の監司と稱する役の趙秉式なる者は(「脫線々々」と呼ふ者あり)恰も其年が凶歲であつたと云ふ事柄を口實にして、諸君も御承知の如く防穀令なるものを出して、我日本の商人に對して幾十萬圓の損害を與へて居ると云ふ事實があります、私は何も農商務大臣なり內務大臣なりか防穀令を出して西洋各國に對して損害を與へよと云ふのではありませぬけれども、現に我が內地に於て 陛下の赤子が幾十百萬となく、此生活問題に付て困つて居るに拘はらず、平然として居る事柄が不思議に堪へぬのであります、此意味に於て朝鮮の政治家よりも劣れるのであります、どうか斯樣な事も歷史の上にはあるのでありますからして、眞に國民の事を思ひ眞に國務大臣として職責を盡す誠意があるならば、折角發布せられたる此暴利取締令なるものを、完全に使つて貰ひたいと私は斯う考へます(「分りました」と呼ふ者あり)其次に終りに一言尋ねて置きますが、此暴利取締令なるものは、若し政府がどのやうに運用を致しましても勵行を致しましても、一人の岡半を取締ることが出來ず、一人の買占團を取締ることが出來ぬと云ふ、詰らない法律でありますならば、今日限り廢めたらどうでありますか、私は憲法違反論、法律論をするのでありませぬ實際に於て價値の無い法令であるならば、寧ろ廢めた方が宜からうと私は考へます、殊に此暴利取締令なるものに對して最後に一言御許しを願ひます點は(「許さぬ」と呼ふ者あり笑聲起る)一際此暴利取締令に於て、果して法制局の新進の學者を使つて協議した法令であるか、是は疑ふべく實に缺點の多い法令であります、此一條を讀んで御覽なさい「急激ナル市價ノ變動ヲ誘起シ因テ暴利ヲ得ルノ手段トシテ左ニ揭クル物品ノ買占又ハ賣惜ヲ爲シ又ハ爲サントスル者ト認ムルトキハ農商務大臣ハ期間ヲ定メ其ノ行爲ヲ爲サヽルヘカラサル旨ヲ戒告シ且必要ト認ムルトキハ同一物品ノ賣買ニ付キ條件ヲ附スルコトヲ得他人ヲシテ其行爲ヲ爲サシメ又ハ爲サシメントスル者ト認ムルトキ亦同シ」是が一體今日、法制の知識の進んだる日本帝國の法令として、果して諸君は如何なる御感じを御持ちになりますか、此一條の冒頭にあります「急激ナル市價ノ變動ヲ誘起シ因テ暴利ヲ得ルノ手段トシテ」と云ふ此數十の文字は無くても宜しい、明治五六年頃か、慶應の三年頃の法令には、能く斯う云ふ長い文章の法律がありました、今日進んだる法制の下に、斯う云ふ長い詰らない文章を書くと云ふ事柄は、是は法制局の役人に相談しなかつた法令と考へて居ります、此第一條は私は一言にして申上げますれば、無學文盲なる遊女の艶書の如し、遊女の文であります、誠に詰らない法文であります、殊に此一條の一項の末文にあります「他人ヲシテ其行爲ヲ爲サシメ又ハ爲サシメントスル者ト認ムルトキ亦同シ」と云ふは、是は刑法總則の適用上、無くても宜しい事柄で、此樣な事は誰でも存じて居ります、それを農商務大臣が恰も無智文盲の朝鮮人か臺灣人にでも敎へるやうな考を以て、斯う云ふ法文を作ると云ふ事柄は、少くとも立法の事に付ては少しも學問して居らぬ當局であると私は斷言して憚らぬのである、斯う云ふ次第でありますから、斯う云ふ詰らぬ法律は、寧ろ御廢めになつて、更に一層有力なる法律を以て、若くは行政命令を以て、さうして眞面目に此問題を研究致して貰ひたいと考へます、而して博學なる諸君の前に言ふの必要が無いかも知れませぬが、政府當局に對して一言私は申上げたいと考へます、それは冒頭に申上げました天保八年二月の十九日に大鹽平八郎が大阪に於て亂を起した際に、多數下民の爲に、特に奸官を誅すると云ふ意味の、所謂斬奸狀なるものを天下に發布致して居ります、此所謂檄文なるもの〻一端を讀んで、政府當局の注意を促して置きたいと思ひます、之を以て私の此演說を終るのであります(「止せ〳〵」と呼ふ者あり)

大鹽平八郎の檄文の一端に曰く「二百四五十年太平の間に上たるもの漸く驕奢を極め政事の樞要に預るの吏僚は公然賄賂を受け貸緣に緣らば道德仁義を知らざるの徒輩と雖陞つて重職に就く事を得單に一人一身を肥すに腐心し亦其他を問はず領內の下民に命ずるに過重の納金を以てし從來年貢諸役の甚しきに苦しめるが上に誅求收領して至らざるなく財用益々多くして賦課益々重く竟に四海の困窮を致せり殊に三都の中に就き大阪の富豪等は年來金穀を諸侯に貸與し算利の銀兩を占むること極めて多く又其貢米等を獨斷して既に未曾有の殷富を致し商賈の身を以て爲に諸侯の重臣に准用せられ更に土地田畑を有すること益々多く又世に饑饉あるを憚らず是を以て方今の天災を見ながら毫も天命を畏れず又餓死の窮民流浪をさへ救はず其身は膏粱の味を食みて妾媵の家に燕居し或は諸侯の士人を妓樓娼舍に誘引して高價の酒を費すこと水を棄つるが如し此至難危急の時に當りて輕暖の絹服を纏ひ遊民妓女の罪を迎へて遊樂に耽ること平日に殊らざるは果して何事ぞや」まだございますが、之を以て大鹽平八郎の檄文の一端を政府當局に御示しして置きます（「朗讀を許すのはどう云ふ譯でありますか」其他發言する者あり）

○議長（大岡育造君）　靜に……

○橫山勝太郎君　諸君冒頭に於て申上げた如く、吾等國民は（「左樣な不吉なことを言ふことはならぬ」と呼ぶ者あり）歷史の範圍を超越することは出來ない、歷史と云ふものは屢々繰返すものであります私は大鹽平八郎（笑聲起る）の出ることを好む者ではありませぬが、今日此頃の政府當局のやり方であつて、中產階級以下の生活問題を毫も念頭に置かないで、人權の蹂躙をやり、憲法の破壞を業として居りますならば、或は知らぬ斯う云ふ者が起らぬと言へない、此點に於て政府當局は宜しく歷史に鑑みて下民の愛すべきことを考へ、此時此際完全なる法律を作り、此法律を勵行して、さうして吾々中流階級以下の生活問題を圓滿に解決して與れんことを切に希望するのであります、是丈を私は申上げます。

（拍手起る）

○政府委員（岡實君）　議長。

○議長（大岡育造君）　岡政府委員。

〔政府委員岡實君登壇〕

〔「簡單に願ひます」と呼ぶ者あり〕

○政府委員（岡實君）　即席に答辯を致すべしと云ふ御注文があるさうでありますから、簡單に一言申上げます、唯今橫山君の縷々御述になりました如く、小麥粉は今年初、遡れば去年の十二月頃から暴騰を致しました、其原因は果して何れに在りやと云ふ事は十分に調査を致しましたのでありますが結局此世界的に此糧食が缺乏致して居ると云ふ一事に歸著するのであります、即ち亞米利加の參戰に依りまして是迄既に不足を告げて居つた所の世界の小麥粉は、尙ほ一層不足をした、此影響は結局我國の小麥粉までも、矢張歐洲の戰場に持出すことの已むを得ざるやうな羽目に陷つたのであります、尤も昨年は一昨年一昨々年よりも餘程多大の輸出がありました、凡そ我國に出來る小麥粉の二割以上も輸出されて行つたのでありますが、本年は既に注文の入つて居る丈でも、或は昨年出た額位に達するかの如く見えるのであります、此大需要に伴つて、大暴騰を致しましたことでありますから、其間に商人が多少其需要に對應すべく、買占と申しまするか、買込と申しまするか、注文價格に應して、買入行爲を爲したと云ふことは事實であります、併ながら此事は暴利令第一條に所謂、市價の急激なる變動を誘起して由て以て暴利を貪ると云ふ事に該當するや否や、此點は聊か法律上の疑問があります、故に政府に於きましても其點は十分目下審理中であります、又此小麥粉を單に暴利令に入れるのを以て滿足すべきや、尙ほ其他に何等かの施設を爲すべきや否や、此點も愼重審議中であることを申上げて置きます。

○橫山勝太郎君　議長。

○議長（大岡育造君）　橫山勝太郎君。

○橫山勝太郎君　簡單でありますから、もう一言―私の質問を致しました趣意は、此小麥及製粉類の買占があると云ふ事柄を政府は認めて居りながら、其事實に關して、何故に暴利取締令を適用しないか、又今日まで其規則を適用したのでありまするならばどう云ふ事をやつたのであるか、其具體的の經過を承りたいと申すのであります、此故に今一度言葉を換へて申しますれば、斯樣な買占を爲す者があつたにも拘らず、一人も犯則者が出ぬのはどう云ふものでありますか、一人に對して戒告を與へぬのでありますから、私は現にそれはあつた筈のやうに記憶して居ります、それから今商工局長は、唯今審理中であると言はれましたけれども、吾々が二月の初旬と何ひました時にも、「熱心に研究を致して居ると言はれた、今日は何日でありますか、今日は大正七年の二月十九日であります、貴方は俸給を御取りになつて、午前の九時に出勤をして、午後の四時に御歸りになれば、それで目的を達して居りませうが、吾々國民は、時々刻々物を食はなければ生きて居られぬのであります、凡そ何日まで御研究になるのでありますか、先刻申上げましたやうな事柄は新聞にも出て居る、雜誌にも出て居ります、數十百人の人が陳情もして居る、又請願書も出して居ります、そんな事は研究せぬでも誰が何處に於てどのやうな買占をして居るかと云ふことは、悉く貴方に分つて居るではないか、それを二月初旬私が參つた時分にも研究中であると稱し、殆ど二月が將に盡きんとする今日に及んで、未だ審理中とは何事であります、吾々は政府から月給を貰つて居る役人とは違ひます、殊に第三階級の貧民は、政府から月給をやつて居る譯ではありませぬ麵類が高くなり麵麹が高くなり、味噌醬油が高くなれば、毎日々々困つて居る、それを何時まで貴方は御研究になるのでありますか、此事を詳細に御答辯を願ひたうございます。

○政府委員（岡實君）　議長。

○議長（大岡育造君）　岡政府委員。

〔政府委員岡實君登壇〕

○政府委員（岡實君）　尙ほ再度の御質問に御答辯致しまするが、其點は唯今既に御答辯を致した筈であります、何となれば暴利取締令は、單純なる買占を罰すると云ふ趣意ではないのであります、暴利取締令の見て居るところは、買占中市價の急激なる變動を豫期する目的がなくてはならぬ、此の小麥粉の場合に於きましては、既に非常なる高價を以て、是れが供給を受けやうと云ふ申出があるのである、此の申出が原因となつて、我國の市價が騰貴したと云ふ事實でありますから、其の間或は小さな商人、小さな仲買人が、或は此の大需要に對應すべく、中間的に其の買占を爲したかも知れぬ、併しながら其の大需要の根本を握つて居るところの商人に於いては、暴利取締令第一條に該當すべき意思は無いのである、併ながら此點に付ては、政府に於ては先程も申上げます通り、目下十分に審理して居るのでありますから、必ずしも是か當らぬと今斷言する譯ではありませぬ、十分に繼續して、審議致して居ると云ふことを申述べたのであります、左樣御承知を請ひます

○議長（大岡育造君）　言論自由の妨害並人權蹂躙に關する質問――三木武吉君。

八　言論自由の妨害並人權蹂躙に關する質問（三木武吉君外一名提出）

言論自由の妨害並人權蹂躙に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年二月六日

提出者　三木　武吉　橫山勝太郎

贊成者　山道　襄一

外三十人

言論自由の妨害並人權蹂躙に關する質問主意書

左記各項に對する內閣總理大臣及內務大臣の所見如何

一濫に集會演說を禁壓し公安を害する虞なき者を不法檢束したること

一行政執行令を濫用して檢束したる者を前科數犯の刑事被告人と同室せしめ以て睡眠を取ること能はさらしめ異常の食物を與へ剩へ賤役に從はしめたること

一濫に通行人の身體檢査を行ひ腕力に訴へて飮食を妨け警察署に引致したること

一公園に遊戲中の朝鮮人學生に其の脫衣を著するの餘裕をも與へす之を不法檢束したること

一無辜の良民に尾行巡査を附するか爲管轄外の駐在所巡査を使役し其の本務を曠廢せしめたること

右及質問候也

〔三木武吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○三木武吉君　私の總理大臣及內務大臣に質さんと欲する事項は、本月一日より二日に亘りまして、日比谷警察署並に警視廳が所謂靑年急進團と稱する都下各大學の卒業生、並に在學生に依て組織せられた政談集會の關係者、並にそれに關聯したる人々に對して、行政執行法第一條の檢束を爲したるの事實に付て、政府の之を可とするや否やと云ふ事を質さんと欲するのであります、簡單に事實を申しまするとして、本月一日午後九時より十一時迄の間に於きまして、武谷甚太郎外四名の者が何等の事實及其理由を明示

する事なく、日比谷警察署に於て檢束の宣告を得て其宣告に基いて本月三日即ち一日より申しますれば三日目——三日の正午に解放をせられたるの事實があるのであります、是が一つ質さんと欲するの事項其次に是等の青年及之等團體に關係のある人々が一日より二日に亘つて、十有一名前申しましたのと同様の檢束をせられ、警視廳に抑留せられたと云ふ事實、もう一つの事實は、本月二日午後日比谷公園内に於きまして、帝國通信記者柴田久雄、並に朝鮮人鄭某と云ふ者が、何等の理由なくして行政執行法第一條の檢束の宣告をせられ、其翌日まで抑留をせられたと云ふ事實であります、事は頗る輕微なる事件でございまするが、警視廳が斯の如き處分を爲したる裏面に於ては、恐るべき立憲政治の破壞を來すが如き、大なる原因を含んで居るのでございますから、特に此點に對する、政府の明確なる答辯を求めたいと思ひます、第一の事實は、前にも申しました通り、一日の午後十時を中心にして起つた事件でございまするが、其第一に檢束せられた武谷甚太郎外二名、尚ほ其十二時近くに檢束をせられたる他の二名の者は、日比谷警察署長の前に於て檢束の宣告を受けたる其時間と云ふのが、一日の午後十一時四十分でございました、其宣告を受けると同時に、自動車に分乘せしめられて警視廳に送られ、警視廳に於て、監倉或は留置場に愈々入れられた時間は、零時三十分頃でございました、茲に一つの問題がある、若しです檢束と云ふものゝ効力が、檢束の宣告を爲し、其宣告に基いて人身の自由を束縛する時に始まるものであると云ふならば、此檢束は本月一日に始まるものと謂はなければならぬ、若し檢束の効力と云ふものが警視廳の留置場に抛り込むと云ふ事であるならば、それは二日の午前に起つた事實でございます、御承知の通り、檢束が公安を害するの虞ある場合に於て、人身を拘束するものであると云ふならば、敢て之を留置場に入れ、敢て之を監獄に入れる事を條件としないことは言ふ迄もない、然らば此警視廳或は警察署に於て爲したる檢束と云ふものは、今月一日に始まつたものと謂はなければならぬに拘らず、而して檢束の効力は、行政執行法第一條にも書いてあります通り「其ノ翌日ノ日沒ヲ過クルコト能ハス」と云ふならば、是等の青年に對しては、警視廳及日比谷警察署長は、其人體の解放を二日の日に於て爲さなければならぬにも拘らず、之を三日迄抑留したと云ふのは、果して何等の法規の根據があるのであるか、どうか、是が第一に尋ねたい事項でございます、之に對して警視廳當局者は、一の辯解を爲すべき手段を前以て講じて居るのでございます多分其事は政府でも御答辯になるだらうと思ひますから、前以て申上げて置きますが、警視廳に於て留置場に入れた時間が前申しました二日の午前零時三十分に、其留置場に入れんとする其瞬間に於て、警視廳の役人は是等の青年に對して時計を指して曰く柱の時間を見ろ——時計の時間を見ろ、今は零時三十分であるから、是からお前達を檢束を始むるのであるぞと云ふ事を、事もなげに是等の青年に告げたのであります、能く詐欺師などが、手形の時日を態と經過させやうとするやうな手段でやつて居る、是れで警視廳の當局は、檢束は留置場に入れた時間、即ち時計を指して示した通り、二日の日に始まつて居るのであるから、三日迄置いて差支ないと云ふ答辯を致すさうでございます、現に左様なことを申して居りますが、法規の運用を爲す所の警視廳が、斯の如き詐欺の手段を以て人身の拘束を爲すやうな事があれば、是は由々敷き天下の大問題になるのであります、（拍手起る）第二に質さんと欲する事柄は其翌日日比谷公園に於て爲したる檢束、並に前申しました五名の青年に對する檢束でございます、申上げる迄もない此等の青年は大學の卒業生に非ざれば大學生が其大部分を占めて居るのでございますから常に彼等の爲す所の行動は、實に公明正大正々堂々たるものがあるのでございます、何等の暴力を用ふるなく、何等の亂暴を爲すなく、常に堂々と公開の演說會を開いて、彼等の主義、彼等の綱領の宣傳を爲して居るのでございます、故に彼等の爲したる所の行爲、政談の集會演說、是等の事に付て、所謂暴行を行ふと云ふやうな虞の無いのは申す迄もない、是は警視廳の人々も認めて居る、彼等は無賴漢でない、立派なる學者若くは學生である、腕力を用ひ、暴力を用ひて、社會の秩序を紊すやうな人でないと云ふ事は認めて居るにも拘はらず、是等の人を檢束を爲したと云ふのは何が故であるか御承知の通り本月二日には、是等の青年は全國青年大會と云ふものを日比谷公園に開かんと欲し、四方に檄を飛ばしたのでございます、勿論屋外集會を爲すのでございますから、成規の手續を經て、十二時間前に警視廳に對して、是等の政談集會を爲す——屋外集會を爲す事の屆出をなした、適法なる方法、適法なる手段に依て、屋外集會を爲す屆出を爲して居るのでございます、之に先だつて警視廳の人々は、此青年の檢束を始めたのでございますから、私共は是等の青年の檢束を爲すと云ふことに對して、少くとも此青年大會と云ふものが其原因を成して居るものである、警視廳も亦青年大會と云ふものに向つて、或一つの迫害、或一つの抑壓を加へんと欲して爲したのであらうと私は思ひます、でありますから、先づ此青年大會と云ふ集會が、危險性を帶びて居るや否や、暴行性を帶びて居るや否や、と云ふ事の研究をしなければなりませぬ、繰返して申す迄もなく、是等の青年は、暴行を爲す性質の人々でない、唯だ彼等の主張が、或は矯激或は過激に亘りはしまいかと云ふ丈の憂でございます、此點に付ては本員亦多少それに付て留意して、憂を持つて居りましたからして、詳細に彼等の言ふ所、彼等の主張を取調べて見ました所が、何等公安を害する虞は認めない、試に彼等の主張する宣言綱領、並に決議を爲して運動をせる事項に付て申しますれば宣言の方は省きます、第一は「普通選擧を實施し以て民本主義を發揚すへし」と云ふのでございます、第二は「文官任用令を撤廢し以て人材の進路を開くべし」と云ふのでございます、第三は「閥族を撲滅し各政黨の聯合を畫し以て眞正なる擧國一致内閣の樹立を圖るへし」と云ふのでございまして、最後の決議が「吾人の目的を貫徹する爲め先つ其精神に反する非立憲内閣の倒潰を期す」と云ふのでございます、諸君、是等の綱領、是等の宣言が、果して公安を害するの虞がありませうか、私は特に此點に付て政府の人々に問ひたいのでございます、第一の「普通選擧を實施し以て民本主義を發揚すへし」是が公安を害しませうか、此頃聞きますると云ふと、普通選擧主張の演說會は、常に政府が妨害を加へる、民本主義或は民主主義と云ふやうな言葉を用ふる者があればそれが恰も革命黨であるかの如くに政府は敵視して居ると云ふ事は、今日隱れない事實でありますが「普通選擧を實施し以て民本主義を發揚すへし」と云ふ事が、何所に公安を害するでありませうか、普通選擧の主張と云ふものは屢々當議場にも現れたことのある事實でございます又我黨より選擧權の擴張に關する建議案を提出致して居ります、彼れを見ても、今日直ちに普通選擧の主張は致しませぬけれども、段々と之に普通選擧に近づくべき道筋を辿りつゝあることは事實でございます、世界に於ける立憲國、日本に於く二三の國以外は、總て普通選擧を實行して居る理想を論ず——白紙の如き青年が、其理想の爲に其理想、實際を陳すのが、何故惡いのでございますか「民本主義を發揚すへし」と云ふに至つては、更に私に何等公安を害する所なく、寧ろ之に依て、我立憲政治の完成を圖る事が出來るのだと信じて居る、後藤男爵内務大臣、寺内伯爵總理大臣の如きは、民本主義と云へば、恰もそれが革命黨の如く御考になつて居るか知りませぬが、吾々は歷代の天皇、日本建國の精神に民本主義と云ふものがある事を信じて居る、今後の日本の政治は寺内内閣を最後として總て民本主義を以て行はれるべきものと私は信じて居る、若し是等の民本主義の主張が公安を害するものであると云ふなれば、檢束を爲すの必要があると云ふなれば何が故に警視廳は何が故に内務大臣は、是等の青年を檢束する以前に朝から晩迄寢ても醒めても民本主義、民本主義と主張して居る吾々、及吾々の先輩に對して檢束を爲さぬのである、之をしても爲すこと能はず、孱弱い後援の無き青年に向つて迫害を加へると云ふのは、所謂弱を挫き强に諂ふ暴政の模範を示すものであると私は思ふ、文官任用令の撤廢を主張するのが、何所が惡いのでございませう、若し斯の如き制限のある、不自由なる非文明なる法律が無かつたならば、もう少し立派な内閣も出來るし、立派な政府委員も出來るのであります、之を青年が——理想に憧憬れる青年が主張したからと云つて、何所が惡いのであります、閥族を撲滅し、各政黨の聯合を圖り、以て神聖なる擧國一致の内閣を樹てると云ふのは、是は少しも惡るい事はない、最後の此精神を實行する爲に、非立憲なる寺内内閣を倒さうと云ふのでございます、是は公安を害しやしますまい、私共は始終決議案を出して居る、決して公安を害すると云はれては居らぬのであります、若し行政執行法とか、治安警察法と云ふ法律が、寺内内閣を擁護する爲に出來て居る法律なれば、寺内内閣を倒すと云ふことは其目的に反する、即ち公安を害するものでありますが、是等の法律は、吾々日本人全部の利益

の爲に出來て居るのである、吾々の言論、吾々の自由を擁護する爲に出來て居る法律でありますから、寧ろ吾々の自由、吾々の言論を抑壓する寺內內閣を倒すことが、公安を維持する所以、寺內內閣の存在それ自身が、私は公安を害するものであると信じて居るのであります、以上述べました所に依りますと是等の青年の爲したる行動、是等の青年の爲したる主張と云ふものは、毫も公安を害する憂無く、行政執行法に依て處分せらるべき性質を備へて居らぬに拘らず、何が故に公安を害するの虞ありとして檢束を爲したのでございませう、五月蠅く申します迄もなく、吾々の身體の自由、吾々の言論の自由、集會の自由と云ふものは、帝國憲法に於て炳として認められて居るのであります、立憲政治の基礎を確立する爲に、缺くべからざる條件と認められて居る、此言論の自由、人身の自由に對して、法律の規定に依らず、若くは法律を曲解し、若くは事實上の根據無くして其迫害を爲すに至つては、現內閣諸公の眞意何れに在るや、私共は疑はなければならぬのであります、昔から能く申しますが、其所爲を憎んで其人を憎まずと云ふことがある、其所爲を憎み其人を憎まないのが、善政である、德政であると云ふことを昔から言はれて居りますが、寺內內閣の人々、後藤內務大臣、或は其走狗である警視總監あたりのする事は、同じ民本主義を主張しても、同じ普通選擧を主張しても、吾々が主張するなれば、それは公安を害するとは言ない、何等の檢束を加へずして弱き青年が爲したる場合に於ては、直ちに之に檢束を加へる、人を憎まずして其所爲を憎むと云ふことが、善政德政の模範であるとするなれば、其人の差別に依て、同じ所爲でも罪となる、同じ所爲でも罪とならない、言ひ換へて見ますれば、其人を憎んで其所爲を責めざる現內閣、並に其走狗の爲す處分と云ふものは、明かに暴政の私は模範であると思ふ、惡政の標本であると信じて居るのであります、若し政府にして私共の言ふ所が事實に違ひ、理論に適はずと言ふなれば、明かなる此點に對する答辯を求めたいのであります、最後に申上げなければならぬのは、其前の日比谷公園の場所に、職務の爲に出張して居つた新聞記者を檢束した事實であります、先刻も名前を明かに申上げました帝國通信記者柴田某、職務の爲に公園に出張して居る新聞記者に、有無を言はせずして直ちに檢束處分をする、朝鮮人某と云ふ者も檢束をされた、此朝鮮人は現に其日は土曜日でございましたから、彼の日比谷の運動場で以て「フートボール」をして遊んで居つた男でございます、現實警視廳に抑留せられた時でも着物を著て居らない、靴を穿いて居らない、運動服、運動「ズボン」を穿いて、此寒天に——此寒空に彼の獄窓で慄へて居つたと云ふのが隱れなき事實であります、私は新聞記者が職務の執行を爲すために、公園に行つて居ることが何の公安を害するのであるか、朝鮮人が「フートボール」をして遊ぶのが、何の公安を害する所があるのかと聽きたいのであります、更に私共が恐れて居る所の一つの事實がございます、此事實を露骨に申上げることは、帝國の爲に不利益、帝國の威信に關する問題でありますから、私は內容は申しませぬが、其朝鮮人が自分の生れた朝鮮が日本に併合されない時には、隨分暴政虐政に苦んで居つたが、朝鮮が日本に併合せられた今日、稍々吾々も其堵に安んじて居られると思ふた所が、日本に於て斯の如き亂暴なる法律がある、斯の如き無慈悲なる法律がある、斯の如き非文明なる法律がある、是では日本の法律も信用が出來ない、日本の政府に對しても信用が出來ない、我は國に歸つて、或る事を爲さんと云ふことを斷言したのでございます、是でございます私は唯だ渺たる一朝鮮の學生の言葉とは聞きませぬぞ、是は寺內伯の如き、長らく朝鮮統治の任に當つて居つた人の耳には、是が何と響くでございませう眞面目にです、彼の朝鮮の統治、朝鮮の經營、及朝鮮人の撫育と云ふことに心を寄せて居る人は、此朝鮮の一學生の言葉を何と聞くでございませうか、私は其恐るべき——其日本の文明を呪ふ所の言葉に對して、最も憂慮を致しまする者でございまするが斯の如き怨言、斯の如き怨を聽くのも、本を糺せば現內閣が人權の蹂躙を爲すに基因するものであると云ふ事實をです、僞り無いものとするならば私は現內閣の如き人權蹂躙を爲して顧みざる內閣の、一日も早く其職を去られむ事を望むのでありまするが富島君の所謂鼻糞內閣——鼻糞の如き內閣「日糞演說」と呼ふ者あり)其事實斯う云ふ內閣の人は、どう云ふ事を言うても恥ぢず恐れない人々でございますから唯だ其事實のみの闡明、事實に對する答辯を聽いて更に國家社會の人々に訴へんとするのであります(拍手起る) 切に誠實なる僞らざる答辯を求めます

○議長(大岡育造君) 水野內務次官。

〔政府委員法學博士水野錬太郎君登壇〕

○政府委員(法學博士水野錬太郎君) 唯今の御質問は事實に依りまして詳しく答辯致しますことを適當と信じますから、書面の答辯に讓ります。

○議長(大岡育造君) 日程第一、有價證券割賦販賣業法案の一讀會を開きます——勝田大藏大臣。

第一 有價證券割賦販賣業法案(政府提出)

第一讀會

有價證券割賦販賣業法案

(本案は本卷一〇七頁貴族院議事中に揭載せるを以て再揭の煩を避く)

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣(勝田主計君) 近年經濟界の發展に伴ひまして、公債證書又は其他の有價證券の割賦販賣を業とする者が段々殖えて參りました、今日の所斯の如き業體を營んで居りまする所の會社が、約九十許りあります、個人と致しまして五十許りあります、會社の資本金が大體六百萬圓內外の程度でありますさう致しまして最近一年に亘りまして、其契約高が約二千五百萬圓位になつて居ります、斯樣な今日は狀態になつて居ります、此有價證券の割賦販賣なるものは、之を善導致しますれば、即ち國民の貯蓄を奬勵すると云ふ一の機關にもなり得るのであります併ながら今日の狀態から見ますると、是等の會社なり或は個人なりが、極めて小さい所の資本を持ちまして、其營業の狀態が餘り確實でないのが多いのであります、同時に是等と契約致しまする者が、隨て不安を感ずる、色々な弊害が茲に起る、斯う云ふやうな現況になつて居ります、斯樣な次第でありまするに依て、茲に是等の會社或は此業體を營みまする所の個人が、準據すべき一つの法律を作りまして、それに準據して營業をせしむると云ふことになりますれば、先刻申上げました如くに、此機關が即ち一般の貯蓄を奬勵する立派な機關になり得ることゝ信ずるのであります、夫故に今回此法律案を提出致しました次第でございますから、どうか御審議の上御協贊を願ひます。

○小山松壽君 大藏大臣に一二質問致したいと思ひます。

○議長(大岡育造君) 一寸——最早定刻の六時に接近致します、此審議を終るまで時間が來ても延長致します——小山松壽君。

○小山松壽君 唯今大藏大臣は、本案を提出になりました理由を御說明になりましたが、本案は有價證券の割賦販賣を營む者が、近時其數を增して參つて或は債券の月賦、若くは國債の割賦と云ふやうなことを營業する者の取締をすると云ふこと、即ち其經營に付て準據する所を示すと云ふ事の趣旨であると云ふ仰せでありました、近頃貯蓄と云ふ事の思想の關係を利用致しまして此種の營業が續々起ると云ふ事は、一面に於て取締の必要を切實に感ずることになる、即ち弊害を除去することになりまするが、本案を見ますると、第一には有價證券の割賦販賣業は、主務大臣の免許を要し、而して免許を受けむとする者は、資本金幾何、即ち第二條第三條、第三條の二項、是等に依て規定致してありまするが故に、何人も此免許さへ得れば、本業を營むことが出來るのでありまするけれども、若し果してさうでありと致しますれば、此法案には會社の場合をのみ主として規定してあります、即ち資本の如きも十萬圓、五萬圓の拂込——會社を主として規定してありまして、個人の事に對しては、其準據する所を窺知るに苦むのであります、勿論「會社に在りては、若は會社にあらざる」云々と云ふ文句が、法律のにありまするから、個人の營業をも認めらるゝ事と考へますが此個人の營業は、是は大藏大臣も憂を同一にせらるゝであらうと思ひますが、會社に於きましては、資本金が正確になつて居ります、而して個人の場合に於ては、其資本金が明確になつて居りませぬ、而も其個人の資本金の保證若くは準備、是等に對して如何なる準據を爲すべきものであるかを知るに苦むのであります、而して是等に所謂貯蓄銀行法の精神を、本法に於ても適用致したいと云ふことが明瞭になつて居るのでありまするから、此點に於て如何なる精神を以て、如何なる方法を以て、個人の營業を認めらるるのであるかどうであるか而も是等は無盡業と云ふやうなものと同一の性質になりまして、嘗て無盡業に對する嚴重なる取締法も見たのでありますが、下層の零碎なる資金を吸收して、資金化すると云ふことの一つの方法でありまするから、此取締——個人としての取締如何は、非常に愼重なる規則を設けませぬければ、偶々本法制定のそれに依つて遁かる

ゝ途ありと致しますならば、細民の零砕なる資金を吸收して以て、弊害百出して、之を苦めると云ふ結果に陷りはしないかと考へらるゝのであります、此點に付て大藏大臣の御答辯を願ひたいと思ひます。

○議長(大岡育造君) 森政府委員。

〔政府委員森俊六郎君登壇〕

○政府委員(森俊六郎君) 個人の營業に付きましては、第三條の一項に依りまして、資本金額、營業狀態を定めまして、大藏大臣の認可を受けることになつて居ります、其業務の內容に付きましては事業方法或は契約約款等に譲りまして、第三條の末項に書いてあるのであります、事業の方法を若くは約款等を極めさせまして大藏大臣が之に認可を與へると云ふことになつて居ります。

○小山松壽君 資本金は……

○政府委員(森俊六郎君) 資本金は無盡業に就きましては、五千圓の資本金を以て許す方針を取つて居ります、所が無盡業は御承知の通り會社の資本金は三萬圓に致してございますが、此會社は十萬圓になつて居ります關係もありますので、まだ確定いたしたものとは申上げ兼ねますが大約一萬圓位の程度で個人の營業を許す考を持つて居ります、其外の取締に關しまする規定は、大體無盡業法と同じ程度になつて居ります、詳細の事は委員會に於て申上げることに致します。

○議長(大岡育造君) 日程第二委員の選擧を議題と致します。

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議なきものと認めます、本案は十八名の議長指名の委員に付託する事に決しました、本日は是にて散會。

午後六時二分散會

○大正七年二月二十一日(木曜日)

午後一時十五分開議

議事日程 第十三號

第一 羅災救助基金法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三 衆議院議員選擧法中改正法律案(藤澤幾之輔君外四名提出) 第一讀會

第四 未成年者飮酒取締に關する法律案(根本正君提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第五 鐵道建設に關する建議案(根本正君外五名提出)

第六 警察官年功加俸令制定に關する建議案(松本誠之君提出)

第七 野岩羽鐵道建設に關する建議案(八田宗吉君外六名提出)

第八 壹岐對馬本土間交通運輸の設備に關する建議案(牧山耕藏君外二名提出)

第九 物價調節に關する建議案(村松恒一郎君提出)

第十 物價調節に關する建議案(降旗元太郎君外二名提出)

第十一 東方調査局設置に關する建議案(伊東知也君提出)(委員長報告)

○議長(大岡育造君) 諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一議員より提出せられたる議案左の如し

農會法中改正法律案

提出者 山內範造君 秦豊助君 恒松隆慶君 阿部德三郎君 井原百介君 川崎安之助君 齋藤宇一郎君 西村丹治郎君 堀尾茂助君 中川隣之輔君

勢江鐵道敷設に關する建議案

提出者 天春文衞君 川崎克君 米田穰君 濱田國松君 小林嘉平治君 井島茂作君 越山太刀三郎君 堀川美哉君 佃安之丞君

特許法中改正法律案

提出者 田中隆三君 野村嘉六君

商標法中改正法律案

提出者 田中隆三君 野村嘉六君

意匠法中改正法律案

提出者 田中隆三君 野村嘉六君

實用新案法中改正法律案

提出者 田中隆三君 野村嘉六君

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

化學工業政策に關する質問主意書

提出者 鈴木錠藏君

國民思想に關する質問主意書

提出者 田中善立君

精神病者取締に關する質問主意書

提出者 齋藤紀一君

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一去十九日議長に於て選定したる委員左の如し

有價證券割賦販賣業法案

武藤金吉君 米田穰君 中西六三郎君 兒玉亮太郎君 西田鈖吉君 山口恒太郎君 藤野正年君 磯部尙君 松島廉君 松岡勝太郎君 小山松壽君 奧田柳藏君 加藤定吉君 横山勝太郎君 鵜澤宇八君 福田辰五郎君 柏原文太郎君 川口木七郎君

一去十九日優良職工表彰に關する建議案委員牧野鐵九郎君辭任に付其補闕として土井權大君を、爆發物取締罰則廢止法律案委員井原喜代太郎君辭任に付其補闕として本間三郎君を、市町村立小學校敎員俸給國庫負擔法案委員井原喜代太郎君辭任に付其補闕として川崎安之助君を孰れも議長に於て選定せり

一去十九日辭任したる常任委員左の如し

第六部選出決算委員 長尾元太郎君

一昨二十日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第六部

決算委員牧口義矩君(長尾元太郎君補闕)

一昨二十日決算委員會理事補闕選擧の結果左の如し

決算委員理事

松田三德君(理事松本誠之君補闕)

一昨二十日醫師法中改正法律案委員工藤吉次君辭任に付其補闕として佐々木文一君を議長に於て選定せり

昨二十日委員長及理事互選の結果左の如し

有價證券割賦販賣業法案委員會

委員長 武藤金吉君

理事 松岡勝太郎君 福田辰五郎君 柏原文太郎君

一去十九日衆議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の如く變更せり

一 臼井哲夫君

六 尾崎元次郎君

○議長(大岡育造君) 是より會議を開きます――御諮り申すことがあります、第三部選出豫算委員小山東助君、第五部選出決算委員有森新吉君、右常任委員辭任の申出があります、許可して御異議はありませぬか。〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ之を許可することに決します、各其部の諸君は速に補闕選擧を行ひ、屆出あらんことを望みます――尙ほ左の議員より請暇の申出があります、病氣に付去十九日より向ふ十日間永田吉右衞門君、病氣に付昨二十日より向二週間高橋久次郎君、右許可するに御異議はありませぬか。〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ之を許可致します――本會中委員會を開きたいと云ふ申出があります醫師法中改正法律案委員會、許可して御異議は有ませぬか。〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ之を許可致します――日程第一、羅災救助基金法中改正法律案の第一讀會を開きます――神野政府委員。

第一 羅災救助基金法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

羅災救助基金法中改正法律案

(本案は本卷九七頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く)

〔政府委員神野勝之助君登壇〕

○政府委員(神野勝之助君) 現行の羅災救助基金法は、明治三十二年七月一日より施行せられまして、施行期間は二十箇年と云ふことになつて居ります、それ故に來年の六月を以て施行滿期となるのであります、併ながら羅災救助基金は尙ほ之れを繼續致す必要が御座りまするので、其の點を一つ改正致したいと思ふのであります、それから從來の經驗に鑑みまして、支出費目を增加致したいと云ふのが一つであります、第三には羅災救助基金の各府縣に於ける貯蓄額と云ふものが、漸次增加致しまして、資力も漸次增しましたから、地方經濟の發展を助長する趣

意を以ちまして、其運用の範圍を擴張致しまして、金高の上に於て、又運用をする目的の上に於て運用をする、年限に於て又運用をする、事業の種類に於てそれ等に付て運用の範圍を擴張致したいと云ふ趣意を以ちまして、此改正案を提出致しました、何卒御審議の上御協贊あらんことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 日程第二、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はないと認めます、即ち議長指名九名の委員に付託致すことに決します——日程第三、衆議院議員選擧法中改正法律案の第一讀會を開きます——提出者藤澤幾之輔君。

第三 衆議院議員選擧法中改正法律案(藤澤幾之輔君外四名提出) 第一讀會

衆議院議員選擧法中改正法律案

衆議院議員選擧法中左ノ通改正ス

第八條第二號中「一年以上」ヲ「六箇月以上」ニ改ム

同條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 選擧人名簿調製ノ期日前滿一年以上地租五圓以上又ハ滿二年以上地租以外ノ直接國稅五圓以上若ハ地租ト其ノ他ノ直接國稅トヲ通シテ五圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者又ハ中學校、師範學校若ハ文部大臣ニ於テ之ト同等ト認メタル學校ヲ卒業シ又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノト檢定セラレタル者ニシテ且獨立ノ生計ヲ營ム者

家督相續ニ依リ財産ヲ取得シタル者ハ其ノ財産ニ付被相續人ノ爲シタル納稅ヲ以テ其ノ者ノ納稅シタルモノト看做ス

第九條中「中斷セラルルコトナシ」ノ下ニ「其ノ納稅ニ關スルモノハ選擧人名簿調製ノ期日後異動ヲ生スルコトアルモ該名簿ニ依リ行フ選擧ニ限リ選擧權ヲ失ハサルモノトス」ヲ加フ

第十條中「三十年」ヲ「二十五年」ニ改ム

第十一條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 六年以上ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者

四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

政府ノ特別ナル保護若ハ監督ヲ受クル銀行又ハ會社ノ無限責任社員、重役及支配人ハ被選擧權ヲ有セス其ノ銀行及會社ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

政府ノ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ政府ノ請負ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、重役及支配人ハ被選擧權ヲ有セス

第十四條 官吏ハ勅令ヲ以テ指定シタル者ヲ除クノ外被選擧權ヲ有セス但シ退職者ハ此ノ限ニ在ラス

選擧事務ニ關係アル官吏、吏員ハ其ノ之ヲ罷メタル後三箇月間其ノ選擧區內ニ於テ被選擧權ヲ有セス

第十五條 削除

第十六條 削除

第十八條四項中「官位」ノ下ニ「學歷」ヲ加ヘ「生年月」ヲ「生年月日」ニ改ム

第四十二條中「立會人」ヲ「投票立會人」ニ改ム

第五十條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ投票管理者投票所ノ秩序ヲ紊スノ虞ナシト認ムル場合ニ於テハ投票ヲ爲サシムルコトヲ妨ケス

第五十五條第二項ヲ左ノ如ク改ム

開票管理者ハ開票立會人ト共ニ各投票所ノ投票ヲ各別ニ點檢スヘシ

第七十條第五項中「同年月」ヲ「同年月日」ニ改ム

第七十八條ニ左ノ一項ヲ加フ

議員ノ闕員ヲ生スルコトアルモ其ノ議員ニ對シ當選訴訟アリタル場合ニ於テハ其ノ裁判確定スルニ非サレハ本條ノ手續ヲ行フコトヲ得ス

第八十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

當選訴訟ノ裁判確定前當選人死亡シタルトキハ檢事ヲ以テ被告トス

第八十六條中「十圓以上」ヲ削ル

第八十七條第一項中「一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上百圓以下」ヲ「一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下」ニ改ム

第八十八條第一項中「二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「二年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第八十九條中「二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「二年以下ノ禁錮ニ處ス」ニ改ム

第八十九條ノ二 選擧ニ關シ官吏、吏員故意ニ其ノ職務ノ執行ヲ怠リ職權ヲ濫用シ威迫ヲ加ヘ又ハ偏頗ノ措置ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第八十九條ノ三 通信官吏選擧ニ關スル電信又ハ郵便物ヲ開披、抑留、毀損若ハ拋棄シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第八十九條ノ四 第十四條ニ依リ勅令ヲ以テ指定シタル者及退職者ヲ除クノ外官吏ハ選擧人ヲ勸誘シ其ノ他選擧運動ヲ爲スコトヲ得ス之ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十條第一項中「一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上」ヲ「一年以下ノ禁錮又ハ」ニ改ム

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

投票ヲ取出シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第九十一條第一項中「四月以上四年以下ノ輕禁錮ニ處ス」ヲ「四年以下ノ禁錮ニ處ス」ニ改ム

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

多衆聚合シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ刑法第百六條ノ例ニ依リ處斷ス

第九十二條第一項中「多衆ヲ嘯聚シタル者ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處ス」ヲ「多衆聚合シタルトキハ首魁ハ三年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス」ニ改ム

同條第二項ヲ削ル

第九十三條第一項中「選擧人、議員候補者及選擧運動者ニシテ」ヲ削リ「二年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上」ヲ「二年以下ノ禁錮又ハ」ニ改ム

第九十四條中「前條ノ例ニ依リ一等ヲ加フ」ヲ「三年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十五條中「十五日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ五圓以上」ヲ「六月以下ノ禁錮又ハ」ニ改ム

第九十七條 演說、新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス選擧ニ關シ選擧人、議員候補者又ハ選擧運動者ヲ誑惑スルノ目的ヲ以テ虛僞ノ事項ヲ流布シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス新聞、雜誌ニ在リテハ前條但書ノ例ニ依ル

第九十八條中「一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十九條中「五圓以上」ヲ削ル

第百條 選擧人ニシテ正當ノ理由ナクシテ投票ヲ爲ササル者ハ二十圓以下ノ科料ニ處ス

第百一條中「刑ニ」ヲ「罰金以上ノ刑ニ」ニ改ム

第百十一條 本法ハ次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス但シ北海道根室支廳管內占守郡、新知郡、得撫郡及色丹郡並東京府小笠原島ニ付テハ勅令ヲ以テ施行ノ期日ヲ定ム

別表

東京府			
	東京市		十五人
	八王子市		一人
	郡部	伊豆七島トモ	八人
京都府			
	京都市		三人
	郡部		五人
大阪府			
	大阪市		十人
	堺市		一人
	郡部		七人
神奈川縣			
	橫濱市		三人
	橫須賀市		一人
	郡部		五人
兵庫縣			
	神戸市		三人
	姬路市		一人
	尼崎市		一人
	郡部		十二人
長崎縣			
	長崎市		一人

佐世保市	一人
郡部	六人
對馬	一人
新潟縣	
新潟市	一人
長岡市	一人
高田市	一人
郡部	十二人
佐渡	一人
埼玉縣	十人
群馬縣	
前橋市	一人
高崎市	一人
郡部	七人
千葉縣	十人
茨城縣	
水戸市	一人
郡部	九人
栃木縣	
宇都宮市	一人
郡部	七人
奈良縣	
奈良市	一人
郡部	四人
三重縣	
津市	一人
四日市市	一人
宇治山田市	一人
郡部	七人
愛知縣	
名古屋市	三人
豐橋市	一人
岡崎市	一人
郡部	十一人
靜岡縣	
靜岡市	一人
濱松市	一人
郡部	十人
山梨縣	
甲府市	一人
郡部	四人
滋賀縣	
大津市	一人
郡部	五人
岐阜縣	
岐阜市	一人
郡部	八人
長野縣	
長野市	一人
松本市	一人
郡部	十人
宮城縣	
仙臺市	一人
郡部	六人
福島縣	
若松市	一人
福島市	一人
郡部	九人
岩手縣	
盛岡市	一人
郡部	六人
青森縣	
弘前市	一人
青森市	一人
郡部	五人
山形縣	
山形市	一人
米澤市	一人
郡部	六人
秋田縣	
秋田市	一人
郡部	六人
福井縣	
福井市	一人
郡部	四人
石川縣	
金澤市	一人
郡部	五人
富山縣	
富山市	一人
高岡市	一人
郡部	五人
鳥取縣	
鳥取市	一人
郡部	三人
島根縣	
松江市	一人
郡部	五人
隱岐	一人
岡山縣	
岡山市	一人
郡部	八人
廣島縣	
廣島市	一人
尾道市	一人
呉市	一人
福山市	一人
郡部	十人
山口縣	
下關市	一人
郡部	七人
和歌山縣	
和歌山市	一人
郡部	五人
德島縣	
德島市	一人
郡部	五人
香川縣	
高松市	一人
丸龜市	一人
郡部	五人
愛媛縣	
松山市	一人
郡部	八人
高知縣	
高知市	一人
郡部	五人
福岡縣	
福岡市	一人
久留米市	一人
門司市	一人
小倉市	一人
若松市	一人
八幡市	一人
大牟田市	一人
郡部	十一人
大分縣	
大分市	一人
郡部	六人
佐賀縣	
佐賀市	一人
郡部	五人
熊本縣	
熊本市	一人
郡部	九人
宮崎縣	四人
鹿兒島縣	
鹿兒島市	一人
郡部	八人
大島	一人
北海道廳	
札幌區	一人
函館區	一人
小樽區	一人
旭川區	一人
室蘭區	一人
札幌、留萠、上川、空知、室蘭、浦河各支廳管内	六人
函館、檜山、後志各支廳管内	三人
根室、釧路、河西、網走、宗谷各支廳管内	二人
沖繩縣	
那覇區	一人
郡部 首里區、宮古島及八重山島トモ	三人

本表ハ十年間ハ之ヲ更正セス

〔藤澤幾之輔君登壇〕

〔拍手起る〕

○藤澤幾之輔君　大體に付て最も簡單に說明を致します、本案は時勢の進運と選擧界の實情とに鑑みる所あつて提出致しましたのであります、本案に於て最も重きを置きましたる所のものは、選擧權の擴張に在ります、其住所上の制限にありまする「一年以上」とありまするものを「六箇月以上」と爲し、又納稅に於きまして「十圓」とありますものを「五圓」と低下し、又新に智識階級に對しまして、特に其資格を與へましたる等の類であります、而して選擧區

制に對しましては、更に觸るゝ所が御座りませぬ、即ち現狀の維持であります、唯々從來の四捨五入の制度は、人口の增加の爲に之を維持する事が出來ませぬからして、之を廢しまして、更に端數切捨の法を採用したいであります、又本案に於きまして代議士の員數の增加致しましたのは申上げまする迄も御座りませぬ、人口の增加と獨立選擧區の增加致しまする自然の結果で御座ります、又罰則を重く致しました所以は、是亦申上げまする迄も御座りませぬ、選擧界の廓淸を圖りますが爲に出でましたもので御座ります、其他名簿の確定致しましたる場合にあつて其後に於て同一名簿に依て選擧を行はんと致しまする場合にあつては、假令納稅資格に異動を生じましても、矢張選擧權を失はしめないと云ふ事、夫から開票の方法に於きまして、從來は混同點檢の制を用ひて居りましたものを、各投票區に於て爲しましたる所の投票を、各別に點檢致すと云ふ事に致しましたること、夫から勅令に依て指定せられたる官吏の外には、被選擧權を與へないと云ふこと、一般の官吏には選擧運動を禁ずると云ふこと、其の他申上げれば中々數多き條項でござります、此等の箇條に對して一々此處で說明を加へましたならば、多くの時間を要することでござりますからして、此等に對しましては特別委員會に於いて詳細に陳述することに致します、承りまするところに依りますれば政友會に於いても亦國民黨の諸君に於いても、矢張選擧法の改正案を御提出になるとの事であります、果して然らばどうか共々に十分なる攻究を遂げたいと存じます、諸君、憲政の振はざる事今日より甚だしきはなしと存じます、其原因固より多々あるには相違ございませぬけれども、選擧界の現狀彼が如くなる所のものも、亦其一大原因を成して居ると存じます即ち御同樣に一段の努力を必要とすると考へます、諸君、其他の事は先に申上げましたる通り委員會に讓ります、是れ即ち本案提出理由の大要でござります(拍手起る)

○法學博士今井嘉幸君　議長。

○議長(大岡育造君)　今井嘉幸君。

〔法學博士今井嘉幸君登壇〕

○法學博士今井嘉幸君　極めて簡單に、二點に付て質問を致しまする積りでありますが、簡單に御說明を願ひたい、第一の點は選擧權の範圍に關する問題であります、是は私のみならず、政黨に關係を有しない所の我國民の殆ど全部が問はんと欲する所であらうと思ふのです、而して單に是は憲政會に對してのみ問はんとする所でない、他の政友會國民黨等にも案がありますが、此等のものに對しても同じく問はんとする所であるけれども、先づ憲政會が茲に問題となつたのでありますから(笑聲起る)其憲政會の案に對して此質問を提出するのであります、夫はどうであるかと云ふと、第一の點は選擧權の擴張をやると云ふならば、何故も少し徹底的の大擴張をやらなかつたか、斯の如き生溫るき擴張をやつて、夫で今日の現狀に適すると思はれるのはどう云ふ理由であるかと云ふことを問はんとするのである、是れは今日歐米諸國と日本との選擧權者の數國民全體の之に對する比例と、さう云ふものを比較して見たならば、殆ど驚かざるを得ざる位のもので、斯う云ふやうな少ない所の選擧權者を代表して居る所の議會と云ふものは、果して國會と云ふ値打があるかどうかと云ふ事を疑ふ位であるのである、一々細かなことは申しませぬが、今日歐羅巴の諸國に於て、國民の二十「パーセント」以下の國と云ふものは一つも無いのである、選擧權者の數が國民の二十「パーセント」以下の國は一つもない獨逸は二十二「パーセント」佛蘭西は二十七「パーセント」唯英吉利は十七「パーセント」でありましたが、是も最近聞く所に依ると、非常な大擴張をやりまして、一時に八百萬の選擧權者を拵へたと云ふ事である、八百萬の選擧權者が出來たと云ふ事になつて來ると、英吉利の國民は四千萬あると、今日殖えた丈でも二十「パーセント」になる、之を以前の十七「パーセント」に加へると三十七「パーセント」と云ふやうな非常な大多數の事になつたのでありますが日本はどうであるかと云ふと百六十萬しかない、而して日本國民の六千萬に比較すれば三「パーセント」に達せない、二「パーセント」餘りである、之を歐米諸國に比較すれば十分の一にも足らぬやうな狀態になつて居るのである、憲政會の御案に依りますれば、納稅に付ては五圓、それから智識階級に於ては中學卒業以上と云ふことになりましたが、恐らく此二つを加へても、今日の二倍餘りにもならないであらうと思ふ、五「パーセント」にもならないのであらうと思ふ、斯う云ふやうな少ない所の擴張では、到底此歐米諸國に比較して殆ど比較にもならないやうな少數である、此選擧界の弊害と云ふものは誰も口にすることでありますが其選擧權の弊害の起つて來たのは何に依るかと云へば、それは一つは買收、一つは戸別訪問、此の二つに依て居るのである、若し此選擧權の擴張をして歐米諸國のやうに、今日の十倍の數にも達するやうな選擧權者の數に達せしめたならば、此買收とか戸別訪問とか云ふやうな事は、行はんと欲しても行ふ事が出來ぬ事になつて來るだらうと思ふ、然るに之に對して、さう言ふやうな大擴張をやるのは、まだ早いと云ふ尙早論を唱へる所の說を方々に聞くのでありますけれども、是は決して早い事はない、我國の今日の教育の程度はどうであるかと云ふと、壯丁の國民教育を終つた所の數は九十八「パーセント」一に達して居る、歐米諸國に於て斯んなに國民教育の發達して居る國は、獨逸以外には無い、獨逸は九十九「パーセント」餘りでありますが、獨逸以外にはないのである、而して的確なる選擧をすると云ふ爲には、政治を改良したいと云ふ其國家を思ふと云ふ一念さへあれば、完全なる選擧と云ふものが出來るのでありまするが、其國を思ふと云ふ念慮に於ては日本人は歐米に決して劣るべきものでないと私は考へるのである、然るに選擧の狀態がうまく行かないと云ふものは、結局人間が惡るいのでない、法が惡るいのである法が惡るいのではない、法に於て選擧權を與へて居る所の範圍其一點が惡るいのであらうと私は考へるのである、此點は色々世の中で論ぜられて居りますけれども、恐らく貴族院のやうな所に於ては餘り之に對して──大擴張に對しては善い感じを有つて居ないのが物の順序である、何故ならば斯う云ふやうな擴張をやると云ふと、民本主義と云ふ色彩が非常に著いて來るのでありますから、衆議院が非常に有力なものになる、夫故貴族院に於ては斯う云ふやうな擴張に贊成を仕難いと云ふことは、物の自然の道理であらうと思ふ、所が此衆議院に於て、何故斯う云ふやうな大擴張に反對せられるか、それに贊成されないかと云ふことを色々私は考へて見たけれども、殆ど他に理由は無いのである、是は恐らく世の中に於て斯う云ふ批評をして居る所の者があるのは、果して眞實であるかどうか分りませぬが、或はそれに理由を持つて來なければならぬかも知れぬそれは何であるかと云ふと、今日の政黨と云ふものは、今の選擧法の地盤、全く選擧法と云ふ畑に依て生れて居る所の政黨である、若し選擧權の擴張をやつて、此畑を洗ひ去つて仕舞つたならば、今日の政黨と云ふものは滅茶々々にされて仕舞ふ、私共の屬して居る所の無所屬の議員の數は、僅かに九名でありますが、恐らく選擧權の大擴張をやつたならば、是が最大多數の政黨になるかも知れぬと思ふ、要するに選擧權の範圍に於て、今日の法に於て始めて今日の政黨と云ふものが出來たのでありますから之を變へると云ふと此政黨の地盤が覆へると云ふことになる、斯う云ふ世の中の批評である、さう云ふことであるならば、誠に私は慨歎の至りに堪へぬと思ふのであります、今迄選擧權擴張の世界に於ける所の歷史を見るに、是が平穩に擴張された例と云ふものは非常に少ない、大きな示威運動暴動と云ふやうな、不穩なる擧動に依て外國に於ては擴張されたのである、諸君、此歐洲戰爭の後と云ふものは、世界の大勢は一變するのである、益々民本主義に向ふのである、諸君が選擧權の大擴張に熱心にならなかつたならば、或は恐る、此爲に國民の間に大爆發をするやうな事が無いかと云ふことを、故に此點に於ては大なる反省を諸君に望む次第であります、茲に提出せられたる所の憲政會の案と云ふものは其點に於て非常に徹底しない、何故にもう少し進んで大擴張をやらなかつたか、憲政會は嘗て大隈內閣以前に在野黨たりし時代に、選擧權の擴張を非常に叫ばれた、然るに內閣を組織して後に思ふ事成らざるなしと云ふやうな時代に於て、選擧權の擴張と云ふ案を出されなかつたと云ふことは何故であるか、而して今日又在野黨となつてやつたならば、思ふやうに其翼を伸ばせる案が出されるに拘らず、斯の如き不徹底なる案を出されたと云ふ理由は何處にあるか、國民の期待に反する所の案として、私は此點に於て十分なる徹底したる御說明を承りたいと思ふ(「もう宜い」と呼ぶ者あり)それからもう一點簡單に申上げます、それは選擧權行使に付て、行使を強制する所の一つの茲に條文を出したのであります、それは第百條「選擧人ニシテ正當ノ理由ナクシテ投票ヲ爲サザル者ハ二十圓以下ノ科料ニ處ス」此規定を設けたと云ふことは、是は我國に於ける所の選擧法の一大變革であるのみならず、世界の歷史上に於ても

――選擧法上に於ても是は非常な變革と云はなければならぬ斯う云ふ案を出したと云ふ事は是が事實となつたならば是は他國にも多く例の無い所の案である、即ち選擧權を行はなかつた所の者に對して刑罰を加へると云ふ所の案である、是は選擧權と云ふものが、恰も兵役の義務の如きものであつて、之を行ふのは權利であるけれども、他の方面に於て考へて見れば義務である、之を行はないのは兵役の義務を盡さないと同じに、之に對して制裁を加へるのが至當であると云ふ御見解から起つたかも知れませぬが選擧權の性質と云ふものはさう云ふものではないのである、兵役の義務と云ふものとは非常に性質が違つて居る、兵役の義務は之を强制して其効力を發揮することが出來るけれども、選擧權と云ふやうなものは、强制して其効力を發揮することが出來るものではないのである、何故ならば是は國政を思ふと云ふ所の誠意があつて、さうして始めて良い投票と云ふものが出來る、良果を得られるのである、唯だ出て行つて――滅茶々々に引張り出して投票さしたと云ふ事になつて來ると其結果と云ふものは却て惡るい滅茶々々な投票と云ふ事になつて來ると、其結果は非常に害惡を起して來ると云ふことになる、斯う云ふやうな選擧權の行使に對して刑罰を加へると云ふやうな例は、他國にも多く之を見ない、私の寡聞なる之を多く見ないのである、强て例を申せば白耳義とか西班牙とか云ふやうな國に於て、斯う云ふやうな制裁がある、選擧權を行はなかつた者に對しては、選擧權を失はしむると云ふ失權の制裁を加へられて居る、又行はなかつた者は、何等かの方法で世の中に發表せしめて、一種の名譽刑を加へると云ふ制裁は有る、又租税の增加――少し税を高くする、租税の增加をなさしむると云ふものがある、是は罰金科料とは性質が非常に違ふのである、之を犯罪として取扱ふ例と云ふものは、多く私は見ないのである、今日諸君選擧の後に於てどうであるかと云ふと選擧違反者として犯罪人の數と云ふものが非常に澤山出て居るではありませんか、さうして司法當局者としても、之を十分に審判するに非常な手續を要し而して、其結果は往々にして間違つて居ると云ふ事になるのであるさうして其擧げられた人間と云ふものは多くは良民である、良民が犯罪者として繩付になる、それが前科者となつて來るやうな今日の狀態である、其上に又選擧權を行はなかつたからと云うて、それに對して餘り重くない所の刑罰にもせよ之に對して制裁を加へる、犯罪人として取扱ふと云ふことになつたならば、是は國家の爲に由々敷大事であらうと私は考へるのである、斯の如き細かい事に刑罰を加へると云ふことになると、其結果は國の法律を蔑視する國法を蔑視すると云ふ結果を生ずる又其結果自分が犯罪人となつたと云ふことからして、恰も婦女子が一旦節操を紊つて、其の後は無茶苦茶になるが如く自暴自棄と云ふ結果を生ずるのである、又幾回も幾回も斯う云ふ犯罪を加へると云ふと日本國民の三分の一――半數以上は犯罪者で充滿すると云ふ結果になる、今日の時機は選擧權を行ふ立憲政治を如何にするかと云ふ、人民を諭ゆると云ふ點に於て大に力を効さなければならぬと思ふが、誨へずして刑罰を加へると云ふやうな遣方は非常に間違つた考と私は信ずるが、此點に對する徹底したる御說明を願ひたいのであります。

○議長(大岡育造君)　藤澤幾之輔君。

○藤澤幾之輔君　今井君の御質問に御答致します、第一に選擧權の範圍と云ふ事に付て、色々御說を承りまして敬服致しますけれども、併ながら私共今日の我國の現狀に於て、吾々が提出したる案の程度が一番適應致して居るものと考へたのであります、所謂質問者と私共の間に於ける差違の程度論に歸著致しまするのでございますが、質問者は尙ほ多く擴張せんとせらるゝのでありますし、私共は今日の程度として、此位が相當であると考へて提出致したのであります、第二の御問は御問になる御方も御承知の如くに、我國の選擧權者の棄權の甚だ多いと云ふことに付きましては、別に爭はるゝ所の無いことゝ存ずるのであります、有權者が選擧は公權利にして、公義務であると云ふことを自覺致しまして、國家の爲に喜んで投票に赴くと云ふやうなことでありましたならば何を苦んで彼が如き制裁を設けやうと致しませう、然るに事實に於ては曩に申しました通りでありますからして、我國の國情に鑑みまして、彼が如き制裁の法を設けんと致しまするのであります、是より以上最早之を敷衍するに過ぎないやうになるのでありますから、尙ほ御議論が有るならば、委員會に於て私も委員の一人と指名せられましたならば進んで意見を交換することに致します。

○議長(大岡育造君)　高見之通君。

〔高見之通君登壇〕

○高見之通君　諸君私は此の改正案を拜見致しまして、特に質問致したいのは、選擧罰則の規定に關する事であります、今日の選擧法に關して相當に改正を要する點が有ると云ふことは、何人も疑はない所であらうと思ひます、併ながら此選擧法を改正するに當りまして、何よりも先決問題となるものは選擧罰の改正であらうかと思ひます、今日の憲法學者は帝國議會を以て統治作用の機關と解せないで以て、官府と解して居る所の學者が大變あります、國家を一個の有機體として論じて、其の結果帝國議會を之れが機關と斷じますると云ふと、君主も亦一個の機關なりと云ふ誤解に陷り易いからして、隨て帝國の國體に影響を及ぼすと云ふ憂から、斯の如き解釋を避けて、帝國議會を一個の官府なりと云ふやうな學說を以つて、通說として居るのであります、而して、議會は勿論議員を以つて組織し、衆議院議員は選擧に依つて議員になることは言ふを俟ちませぬ、此の意味に於いて、議員の職責は單に立法と豫算とに關與するのみでありまして、國民を代表すると云ふ政治的意味を含まないと云ふことになるのであります、それ故に此趣意に依りますれば、選擧人は選擧當日に於て、自分の理想の人を投票すると云ふ丈で十分になつて居る、隨て毫末も一錢一厘の金を掛ける必要はないと云ふ議論になるのであります、此趣意を貫く爲に於きましては、今日の選擧罰の規定は徹底して居ると私は信じます、併ながら此學說を執る學者も、最も權威有る所の此學者も、不幸にして自分の理想の人が其選擧區內に居なかつたとしたならば、自分の投じた一票は、棄權と同樣になると云ふことを自白して居るのであります、現に立派な講義著述の中にもそれを自認して居るのであります例へて見ますれば、靑森市に於ける人が關直彥君を投票すると云ふことを以て理想としても、其一票は憲法の上から、選擧法の上から其一票は有効でありませう、併ながら立憲的に言へば、それは棄權と同樣になる、棄權したと同樣になると云ふことになります、是に於て選擧法の觀念と云ふものは、其上から徹底しないと云ふことになるのであります、それ故に此の如き議論を採つて居る學者でも、偶然に自分の信ずる人が自己の 選擧區に居ら ざれば、又有らゆる場合に信せざる人に投票すると云ふやうなことにあらざる限りは、總ての選擧は偶然的の選擧になる、斯う云ふ結果になるのであります、それでありますからして、選擧を有意味にすると云ふ時に於ては、少くとも自己の信ずる人が自己の選擧區に居らざる場合には、其人の取つて居ると同じ主義の人に投票すると云ふことが、結局意味をなして來ると思ひます、是に於て選擧法の罰則は、此の如きことを縱し豫想せざるとも、苟も選擧を有意味になさんと欲する時に於ては、其信ずる人と主義主張を同じうする人に、投票しなければならぬと云ふことになるのであります、主義主張の同じ人に投票すると云ふ結果は、此に政黨と云ふものを生じ、及び政權の移動と云ふものが出て來るのであります、政權の移動が出で、主義主張と云ふものに耳を傾けざれば、選擧が有意味に出來ないと云ふことになりましたならば、結局此選擧をして有効ならしむる爲めには、選擧法に於てお前は行つて自己の信ずる人を、一錢一厘の費用を使はずして投票して來いと云ふ丈では足らないのであつて、其主義及主張に對して相當の研究を必要とするのであります、此に於て演說會と云ふものが要りませう、又從つて主義主張を發表すべき印刷物も要りませう、又自己の主義主張を傳ふべき運動員も要るのでありませう、運動員が要ればそれに對する費用は當然要る、自己の主義主張綱領を發表する印刷物を要するとしたならば、それに關する費用が要る、演說會を開くには演說會場を要しそれに對して當然費用を要するのであります、併ながら現在の選擧法の第八十七條を御覽なさい「直接又ハ間接ニ」と云ふやうな法文は、他の刑罰の法文には殆ど見ないと言つて宜いのであります、此の如く有ゆる方面に於て一錢一厘でも選擧に關して金を使つた者に罰する、斯う云ふ規定になつて居るのであります、此規定から見ましたならば、今日では主義主張を傳ふる爲めに、金を一錢一厘使つても犯罪となるのであります、故に或憲法學者の言ふ如きことを土臺にして、今日の選擧法の條文に從つて選擧罰則を解釋をしたら、徹底するでありませうけれどもそれでは選擧が無意味になるのであります、立憲的に解釋しやうとする時には、此選擧罰に觸れて來る、故に言換ゆれば今日の選擧罰と云ふものは實に政治を有意味にすると云ふ意味からしたならば、此

選擧罰と云ふものは全然無用のものとなると云ふことを私は信じて居ります、此に於て警察でも亦或は判例等に於ても、それを調和すべく色々の判例もありまするし、場合に依ては警察が之に對して種々の方法を講じて居ります、例へば五十錢の辨當ならば宜い、十八錢ならば宜しいと云ふやうなことをして居る、併し是も若し司法の檢事局の考に於て、此の如きものも亦選擧に關して或る利益を提供したものであると云ふ議論を取つて、選擧法を眞直に解釋するとしたならば、是も亦一の犯則である、漸く實際の事情に適合するやうに判例若くは警察の手心に於てやつて居りますけれども、檢事或は裁判所に於て若し意見を異にすると云ふことになつたならば、判例は兎に角警察の考に兎に角、片つ端から之を罰すると云ふことが今日の狀態であります、それ故に罪と爲すべからざる者を罪と爲すと云ふ事が今日の狀態である、それ故に二萬人とか三萬人とか云ふ大變な選擧事件が起るのでありますけれども、其被告人に段々能く當つて見ると、何の爲に自分は罰せられて居るのであるかと言つて居る位である、現に私の縣に於きまして、憲政會の或る候補者の爲に一の選擧事件が起つた、其事件の被告人は數十名に渡りましたが、其調査を見まするも所謂運動費と云ふものは如何なるものであるか、之に對して裁判所も、警察署も、被告人も、證人も運動費と云ふものは何であるか解する者が一人もないと云ふ有樣であります併し實費ならば差支ない、實費ならば差支ないと云ふことになつた、そこで運動費が幾ら〳〵と書いて居る、運動費は罰すべきものであるが、實費ならば罰すべきものでないと云ふことになつたならば、折角の解釋が立たないと云ふことになるのであります何故かと云へば今日の八十七條は、不徹底であるから出來ないけれども、今言つた如く憲法の官僚的の解釋では、選擧はさう云ふものでない、誰でも好きな者を選擧するのであるから、選擧の爲に一錢一厘でも使つてはならぬ、主義主張を同じうする自分の好きな人なら大石由良之助でも誰でも構はぬと云ふならば、此選擧法の罰則は如何にも徹底して居るのでありますけれども、憲法政治に之を適合しやうと云ふ意味に於ては、如何にも無意味の罰則と思ひます、それ故に今日の場合に於て此選擧法を改正せらるゝことの案を御提出になりましたに付ては、斯の如き非立憲極まる政治の生活の上に於て、最も不都合なる此八十七條を、もつと立憲的に改正すると云ふ意味があるかないかと云ふことを私は聽きたいのであります、此事たるや正に司法當局及び內務當局の選擧に關して、色々の行をなさる上に於ける一片の警告となるとも信じ、併せて之を質問の趣旨と致します。

〔拍手起る〕

○藤澤幾之輔君　大變長くございまして、何處に對して御答したならば宜いか實は捕捉し兼ねます、そこで一方から承つて見ますと、罰則は寧ろ廢して仕舞つた方が宜いと云ふことにも聞えますし、又運用の如何を論ぜられたやうにも聞えます、罰則を全然廢して仕舞ふが宜いと云ふことになりましたならば是は全く御意見になるのであります、それから運用と云ふことになりましたならば、是は其職に當る者の上に於ての御議論に歸著するのでありますからして、私共は從來の罰則を認めまして、之を取捨して其宜しきを得せしめやうと云ふ目的で、此改正案を提出致したのでありますから、之に依て御判斷を頂戴致したいのであります。

○八木逸郎君　唯今より醫師法中改正法律案の委員會を開きますから、委員の方は委員室に御集りを願ひます。

〔高見之通君松本誠之君發言を求む〕

○議長（大岡育造君）　高見君は今の續きですか。

○高見之通君　さうです。

○議長（大岡育造君）　それなら高見君。

○高見之通君　私の言ふ意味は、此選擧罰の運用と云ふ意味ではない、罰則をもつと輕くしなければならぬ、此罰則は重いから、もつと輕くする必要のあると云ふことを、能く御分りになるやうに說いた積りである。

○議長（大岡育造君）　松本誠之君。

○松本誠之君　藤澤君に一寸私は質問致したい（「登壇々々」と呼ぶ者あり）手短いのでありますから登壇する必要はない。

〔「登壇々々」と呼ぶ者あり〕

〔松本誠之君登壇〕

〔拍手起る〕

○松本誠之君　私が御尋致さんとすることは、極く手短い登壇するやうな値打もないのでありますけれども、何れ委員會に於て十分審議討論せらるゝこととは考へて居りまするが、第一番に私が一つ此處に疑點を懷いて居ることを御尋致したい、それは「五圓以上を納め仍引續き納むる者又は中學校、師範學校若は文部大臣に於て之と同等と認めたる學校を卒業し」此處までは宜しい、是までは能く分つて居るが、それから下です「又は之と同等の學力を有するもとの檢定せられたる者にして且獨立の生計を營む者」斯うある、是は「又は之と同等の學力を有する者と檢定せられたる者」と云ふと、文部大臣が是は檢定すると云ふ事の意味でございますか、さうして「之と同等の學力を有する者」としてあると、學校へ行かなくとも中學校、師範學校の卒業者と、同じ學力を有する者と檢定せられたる者を指すものであるか、是丈を伺ひたい、もう外の事は伺ふことは先づ省いて置きますが、是丈御尋致して置きたい。

〔「いや御苦勞樣」と呼ぶ者あり、笑聲起る〕

○藤澤幾之輔君　禮儀でありますから國民の代表者の御問として愼んで御答を致すのであります、御尋の通りでございまして、檢定試驗の法は我國に定つて居るものでありますから、此段御記憶を喚起せられむことを希望致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、特に二十七名の委員に付託せられむ事を望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、仍て本案は議長指名二十七名の委員に付託することに決しました――日程第四、未成年者飲酒取締に關する法律案、第一讀會の續を開きます、委員長粕谷義三君

第四　未成年者飲酒取締に關する法律案（根本正君提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔粕谷義三君登壇〕

〔拍手起る〕

○粕谷義三君　簡單に委員會の結果を御報告を申上げます、本員は屢々當議場にも現れました問題でありまするから、其內容は既に諸君の御熟知のことゝ存じます、委員會は前後三回開會致しまして、政府よりは內務文部の兩政府委員も出席をせられました愼重審議を盡しました結果、全會一致を以て本案を可決致したのであります、而して此案に對しましては、今回は政府も亦同意を表せられたのであります顧みますれば、此案は明治三十四年以來年々當議場に現はれた問題でありまして、丁度此議場に出ました數を算へて見ますると、今度十五回目になつて居ります（拍手起る）恐らく法律案と致しまして、斯の如く屢々此議場に現れた問題は恐らく此外には無いであらう、而して本院に於きましては、此間に於て前後八回、即ち十五回程提出せられて居りまするが、其間に於て本院を通過したることは實に八回に及んで居るのであります、斯の如く屢々本院を通過致して居るにも拘らず、此事が未だ今日此實行を見るに至らぬと云ふことは、甚だ遺憾に感ずる點であらうと思ふ、申す迄もなく今や世界の大變局に際しまして、熟々帝國の國際上に於ける地位如何、或は又戰後來るべき所の國際競爭が、如何に激甚になるであらうかと云ふことを考へ來りまするならば、國家は彌々益々强健なる所の國民の多からむことを望まなければならぬのであります、本案の如きは實に此時代の要求に應ずべき所の、最も適切なる提案であると考へまして、委員會に於ては唯今申しました如く、滿場一致を以て可決致したのであります、而して之に對して政府も亦同意を表せられたのであります、故に本日の議場に於て、若し幸にして諸君の御贊同を得まして、本院を通過することになりましたならば、恐らく今回は貴族院に於ても、本院の決議を諒とせられ、必らず貴族院に於ても此案を通過せらるゝであらうと云ふことを、私は深く信じて疑はぬのであります、私は本案の運命が、斯く相成るであらうと云ふことを、切に希望致しますると同時に、滿場の諸君の御同意を以ちまして、全會一致を以て此案に御贊成になることを、偏に希望に堪へないのであります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　別に反對の通告もありませぬ

○恒松隆慶君　直ちに二讀會を開かれむことを望みます。

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否やを諮ひます、本案の二讀會を開くに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、二讀會を開くべしと決しました

○恒松隆慶君　本案は屢々本院を通過したものであります、どうか此場合三讀會の順序を略して、二讀會で確定せられむことを望みます。

○議長（大岡育造君）　直ちに二讀會を開く意味でありますか。

○恒松隆慶君　直ちに二讀會を開く意味であります

○議長（大岡育造君）　恒松君の動議に御異議ないと認めます、即ち直ちに二讀會を開き、議案の全部を議題と致します。

未成年者飲酒取締に關する法律案　第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　別に御異議はないと認めます本案は三讀會を省略して可決確定したることを宣告致します（拍手起る）日程第五、鐵道建設に關する建議案を議題と致します、提出者根本正君。

第五　鐵道建設に關する建議案（根本正君外五名提出）

鐵道建設に關する建議案

鐵道建設に關する建議

一茨城縣水戸より福島縣郡山に接續する鐵道

右は產業の發達交通の不備を補ふ爲必要缺くへからさるものにして且奥羽及磐越兩線と水戸線との連絡上必要なりと認め第二十七回、第二十八回及第三十回帝國議會に於て之か建議を爲し政府亦第三十一回帝國議會豫算會議に於て本線の一部たる大宮勝田間線路の實測を公約し次て大正三年五月一日鐵道院告示第三十二號を以て房總線建設事務所所管區域の欄に「勝田大宮間」を加へ大正三、四年の兩年度に於て其の實測を終了し之を大正四年度豫算に計上せり然るに議會解散の結果遂に著手せられさるのみならず爾來豫算に計上を見さるは本院の遺憾とする所なり依て政府は速に相當の處置を講し之か完成を期すへし

右建議す

〔根本正君登壇〕

〔拍手起る〕

○根本正君　諸君、本鐵道建設に關する建議案の理由を説明致します、本鐵道は水戸より郡山に達する所の輕便鐵道でありまして、明治四十四年第二十七帝國議會に於きまして、本案は通過された問題であります、此水戸郡山の間の鐵道は、海岸線と奥羽線との中央を通過する所の、東北開發に付きまして最も重大なる所の鐵道であります、此間に於きましては物產は甚だ豐富なるものであつて、最も農產に富み、殊に目下我國に於て重要視せらるる所の小麥の如きは、日本帝國中第一位を占むる良品を產出する所であります、小麥其他麥作のみならず、煙草、茶蒟蒻、紙と云ふやうなものも出來るのであります、殊に諸君に御注意を願ひたい事は、福島縣及茨城縣のみならず、栃木縣にも大關係のある所の八溝山と云ふものがありまして、此八溝山は七千有町步の土地を有して、殆ど二十五里四方に關係する所の大なる山であります、而して此那珂郡久慈郡に亘る所であるのみならず、福島縣に關係する所の此八溝山に於きましては、甚だ多くの金山がありまする、大子地方の金山のみにしましても七つ程ある、是には甚だ歷史のある問題でありまして、遣唐使及留學生の費用として其金を出したのは、此八溝の金山より出したと云ふことが、大日本史に明記されて居ります之を見ましても金が如何に此地方に在るかと云ふことは能く分つて居る、是は今を距ること千二百六十五年の前である、丁度孝德天皇の白雉四年でありまする、それのみならず又元正天皇靈龜二年八月に於ても、遣唐使があつて、是は今を距ること千二百二年の昔である、此時代に於きましては、我が日本帝國に於て何れの處より――此支那へ行く所の留學生百二十三人の者に對して費用を出すかと云ふ場合に八溝山の金を除く外にないと云ふことが、大日本史に明かに記されてある所であります、斯の如く單に農產に富みて居るのみならず、金山と云ふものも、僅か其地方にして七つ程ある、今現に那珂郡の山方村の如きに於ては二箇所の金山があつて、現に此山の鑛石を採つて日立の銅山に送ることになつて居りますけれども、不幸にして此鐵道が無い爲に、一俵の金鑛を日立銅山に送りまするには九圓掛る、而して其利益と云ふものは僅に一圓ほかないと云ふことは、是は事實の證明する所であります、故に此水戸より郡山に達する所の八十有餘哩の鐵道と云ふものは、實に我日本帝國に於て最も重要なる所の鐵道であると云ふことは、明瞭して居ることであります、故に明治四十四年の二十七議會に於きまして、最も鐵道に熟練されたる所の、又寔に公務に付き忠實なる所の時の副總裁平井晴二郎君は、此鐵道は速に敷設すべきものであると云ふことを、此議場に於て明言されたのであります、其後明治四十五年第二十八回及び大正二年第三十回に於ても建議されまして、何れも通過した所の結果、諸君の御承知の通り、大正三年第三十一の議會の總豫算會に於て、其一部たる大宮勝田間と云ふものを實行することに公約をせられ、其結果政府は大正三年五月一日官報を以て、時の鐵道院總裁工學博士仙石貢君より、鐵道告示第三十二號を以て、斯う云ふことを告示されて、敷設すべきものと云ふことが確定された譯であります、其官報告示の成文は「房總線建設事務所所管區域ノ欄勝田大宮間ヲ加フ」と發表せられました、然るに此線路が延期になつた譯であります、即ち大問題であります、斯の如く重要なる所の鐵道が、何故に延期せられたと云ふことが、今日の此建議案の理由であります、寔に不思議な譯であつて、政府が豫算會までにも提出し、又時の總裁仙石君より布告を以て建築すべきものと云ふことを五月に告示されましたけれども、十二月となつて此線路を延期すると云ふことになつたのであります、此延期となつたのは何故であるかと云ふと、其時の總裁添田壽一君の命令であるのであります、此事に付て諸君の御耳を拜借したい、斯の如く豫算總會で以て決定せられ、又時の總裁仙石君よりも官報を以て告示されたものを、僅に六箇月の間に之を延期し、此線路を妨げると云ふことは、實に國家の大損害を來す所の大問題でありまする、何故に此線路を延期されたかと云ふならば、此線の一部分と云ふものを水戸鐵道に許すことになつたのであります、是は如何なる人の計畫であるかと云ふと、日本に於きましても金持と申される所の安田某の經營に係つて居る所の鐵道であるのである斯の如く政府が一遍官報を以て告示されたものを、僅に六箇月の間に此鐵道を中止すると云ふことは、如何なる理由でありますか、此問題に付きまして本員は過ぐる議會に於きまして、三回の質問を此處に致したのであります、然るに其時の答辯と云ふものは、目下調査中であるからと云ふ所の理由を以て、胡麻化し的の答辯がありましたけれども、此請願なるものは大正四年十二月二十一日であります、然るに添田君が之を認可すると云ふ方針を採りましたのは、其月の十五日の頃であります、斯の如く未だ請願が出ない中に此線路を認可すると云ふ方針を採つたと云ふことは、實に不思議千萬なことである、是は實に不正不義の行政處分であると云ふことを、私は此處に證據を擧げて明言するに憚らぬのであります、此請願は即ち東京市へは大正四年十二月二十一日に出て、茨城縣へ參りましたのは其年の――大正五年の一月六日に參つたのである、斯の如く未だ政府に請願の達しない中に、此添田君が認可すると云ふ方針を執りましたと云ふことは、實に我日本帝國に於きまして斯の如き薄志弱行、實に法律を無視する所の行政官がありましたならば、憲法を紊し國家の富を害すると云ふことに實になるのであります、如何に薄志弱行或は曲學阿世の行政官と雖も、一たび行政官として告示したものを、之を取消すと云ふやうな事は、實に重大なる問題であるのであります、是には即ち私の見る所に依りまするると云ふと此製鐵所の三萬噸の鐵片、不思議なる所の事業よりは、或は國家に對しては大罪惡を犯して居るものと言つて憚らぬのであります、此事に就きましては實に選擧干渉の材料に使ひ、我が茨城縣では政友會よりは八名の代議士を出して置いたのを、是等の問題を利用して、僅に二人に落選せしむるやうに至りましたのも、恐らく此鐵道問題を以て、我が立憲の大本を紊す所の行政官であつたと云ふ事を證明して憚らぬことであります、どうか諸君、此問題に就きましてはです、斯の如き理由が十分ありまして、唯だ一通りの問題ではない、政府に於きましても其豫算に出した所の全線路と云ふものは、九百八十四萬九千二百五十四圓と云ふのである。一哩に付きましては或は七萬圓以上の所もありますが、平均十一萬九千百八十八圓となつて居ります、第一期に即ち勝田大宮間である、百一萬八千六百七十八圓となつて、一哩に付きましては七萬六千九百八十圓になつて居る大宮大子間と云ふものは二百六十二萬四千百圓、大子棚倉間が二百十五萬四千六百七十六圓、棚倉[illegible]間が六十四萬五千二十圓である、淺川郡山間二百四十萬六千七百八十圓と云ふやうな、實に明細なる[illegible]項目を立てて豫算に出したものを、如何に朝令暮[illegible]の大隈内閣と雖も、斯の如き罪惡を犯したものは實に國家に對して吾々忍びないことであります、故に本員はです、此問題は實に國家に忠實なる所の平井

晴二郎君、即ち此鐵道に於ては最も熟練して居る所の者である、然るに鐵道の事には更に關係の無い所の行政官、一たび鐵道院に出ました故に、斯の如き此不都合なる事をしたと云ふことは、實に國家に取つて甚だ忌むべき事である、幸に現內閣は獨り鐵片の此大問題に就て跡始末をするのみならず、此罪惡に對しても跡始末を爲さらんければならぬと思ふ、幸に此度の副總裁の如きは、鐵道にも經驗あり、恐らくは平井晴二郎君と同じやうに、國家に忠實なる行政官と思ひますからして、必ず此鐵道は速に著手されるだらうと思ひます、諸君、斯の如き問題は、是迄帝國議會開けてから今日まで無いのであります何故ならば一度官報を以て布告したる所の鐵道を、之を延期されたと云ふことは、實に國家に取つて大不利益である(「君の不利益だ」と呼ふ者あり)國家の爲に不利益だ、君は其罪惡を犯した所の憲政會の一人であるから、斯の如き事を言ふのだらう(笑聲拍手起る)諸君、斯の如き譯でありまする、若も此鐵道が――是は大正四年より大正八年までの間に完成するものであつて、來年は既に十三哩の鐵道が出來べきものであつた、然るに大隈內閣の罪惡の爲に、明年になつても鐵道が出來ないと云ふ現狀であります、此地方には先刻も申したる通り、甚だ良い所の小麥が出來るのである、此小麥が出來るのみならず、福島縣に於きましても非常なる鑛山があるのであります、恐らく此鐵道が出來ましたならば、一箇年百萬圓宛の國家に利益を與へると云ふことは、茲に調査が十分出來て居る、茲に調査が出來て居る許りではない、鐵道院にも調査が出來て居るのである、即ち此鐵道が十年間延期することになつた爲に我日本帝國は殆ど千萬圓の損害を受けることに至つたのであります、諸君、此問題は實に容易ならぬ問題でありますからして――其詳しい事は、餘り罪惡を許きまするならば、却て宜しくないと思ひますから、此邊に止めて置きますか、現內閣に於きましては、此鐵道は普通の鐵道にあらずして、一度は仙石君が官報を以て之を布へることに決した問題でありますからして、速に此鐵道を起工し、水戸郡山間の鐵道を以て、日本帝國の重大なる所の交通機關を開發し、我が日本帝國の富を益々增さむことに御盡力あらむことを希望致します。

〔「一燈んなり」と呼ふ者あり拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て九名の議員に付託せられむことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はないと認めます、即ち本案は議長指名九名の委員に付託することに決します、日程第六、警察官年功加俸令制定に關する建議案を議題と致します、提出者松本誠之君。

第六　警察官年功加俸令制定に關する建議案(松本誠之君提出)

警察官年功加俸令制定に關する建議案

警察官年功加俸令制定に關する建議

現行俸給制に據れは警察官に對する給與は頗る少額にして勤務年限に應する增加奬勵の規定なく勤續者漸次減退し隨て警察事務の敏活を缺くの傾向あり政府は速に年功加俸の途を開き優秀なる警察官をして勤續せしむるの方法を講せられむことを望む

右建議す

〔松本誠之君登壇〕

〔拍手起る〕

○松本誠之君　本案を提出致しましたに就いて、極く手短く私は此提案の理由を述べたいと思ひます、之を述ぶるに當りまして、憲政會の藤澤幾之輔君に私は一言を呈したい(笑聲起る)それは前刻彼の選擧法改正案を出した時に、私は極く簡單なる質問を致しましたが、其際に當つて藤澤幾之輔君とも言はれる者、前の大隈內閣の時代に於いての內務省の參政官、而して今は憲政會の總務、最も先輩として餘敬を致し崇敬を致して居る人である、然るに私に對する說明の前に當つて、餘計なこと、國民の代表となつて來て居る人ぢやから、據所なく說明するとか云ふやうな口吻であつた、國民の代表たるべき者にあらずんば、此處に誰が這入ることが出來ますか、(「ひや〳〵」と呼ひ拍手する者あり)人間と云ふものは人を侮つて又人に侮られるので、苟も藤澤幾之輔君の人格に對して、私は惜まざるを得ない、將來は少しく言葉を御愼みなさい、無禮千萬な(笑聲起る)君も代表なら己れも代表だ(笑聲起り發言する者あり)誰と口となら何程でも鬪つてやる。

○議長(大岡育造君)　私語はいけませぬ。

○松本誠之君　そこで極く簡單に私は之れを說明致します、此警察官年功加俸令制定に關する建議案に就きましては、實は昨年の臨時議會に於きまして、私が提出をいたして幸にして今度政府に於いて、一千萬圓の金を出されて居る義務敎育費の國庫補助、即ち負擔と云ふやうなことになりましたが、其の際に先づ彼の小學校敎員の俸給國庫補助案と共に、私は之れを提出致さなかつたのでありますけれども、臨時議會に差控へまして、此の四十議會に出しましたのでございます、其の建議の理由は概要書面を以つて認めてございまして、諸君の御手許に廻つて居りますから、理由は私が申上げなくとも、能く諸君が御承知のことゝ考へて居ります、併ながら申す迄もなく今日諸君と共に、天下の民衆が高枕安臥致して居ります所以のものは、全く此の不眠不休の劇職に從事致して居る所の、警察官と云ふ即ち警察と云ふものゝ效力に依つて、斯くは枕を高うして、安らかに休む事が出來て居る次第である、殊に巡査の職務の劇職なる、寔に同情に堪へられないと自分共は感を持つて居ります、而して將來職局の後に方りまして、國際上から、國際上段々と旅行者が頻繁致して、外國人も數多日本の國に入つて來る、遊びに來ると云ふことは、數知れないやうなことに立至りますと同時に、此國家社會の事故は益々頻繁を加へましてそれに付て益々此警察界に於きましては、優秀なる優良なる、立派なる所の警察官を要求せざるを得ないと云ふことに、立至るに相違ないと私は考へて居る、然るに今日段々段々と物價の騰貴を來しまして、品物に依れば殆ど倍以上の値段を示して居る、實に此警察官の今日の狀態と云ふものは、最愛の息子を中學校に入れて置いた所が、物は高くなり、生計上困難であると云ふ爲、さうして女房には內職さすと云ふことも出來ないと云ふやうな境遇もあつて其最愛の子弟を中學校へやつて置く事が出來ず、中學校を止めさせて、商賣人の家に丁稚奉公にやると云ふやうな事もある、其他子女の敎育も十分に施すことが出來ないと云ふやうな狀態である、是は滿堂の諸君に於かせられても、必す此事は能く御承知であると思ひます、實に物價騰貴の爲に生活の困難を訴へて、警察官の狀態と云ふ其有樣は、是に溝壑に轉ぜんとする如き、實に貧窮に陷つて居るやうな次第であります、さうして又此人々と云ふものが、例へば三年なら三年、五年なら五年宣誓を致しまして警察の職務に從事し、其職務を三年間なり五年間なり、全く十分に程好く勤め、滯りなく勤めなければならぬ、中途にして罷めると云ふ事になりますと、其懲戒免職と云ふ辭令を貰はなければならぬ、其懲戒免職は、泥棒した譯でもなく、不都合した譯でもない、僅かに給料の一圓二圓若くは三圓の給料の多きに依て、他に轉職すると云ふやうな事がある、さうすると懲戒免職をされて居るが故に、何も不都合がなくとも懲戒免職されて居ると云ふ爲に、他に就職するに付て、非常な困難を來すと云ふ有樣であります斯樣な次第である、殊に諸君と共に力を盡して、小學校敎員の優待――此小學校敎員の優遇と云ふものは、今日は實に至れり盡せりと云ふ點に立至つたと思ひます、小學校敎員全體を奬勵して、國民育英の任に當らしむると云ふことは、將來國家の棟梁たる者を作るべき貴重なる職務であるけれども、警察官に於ては益々此活眼を開き活社會に立つて活人間を取締つて居るのである、一方の職務が貴重なれば、又一方の職務も貴重であります、所が小學校敎員に對しては、先づ其待遇は十分に行屆いて居るやうに私は考へる、唯だ獨り警察官なるものに對し、年功加俸令が今日では無いのでございます、さうして俸給の點に於ては、冬と夏の服位を貰ひ、或は靴位を貰ひますけれども、其俸給の點は、外の役人――小學校敎員などと比較しますと其割合は薄弱であります、薄いであります而して職務は劇職であつて、極く熱誠にやらぬければならぬと云ふことである、小學校敎員の年功加俸令は、諸君も御承知の通り明治三十五年四月初めて行はれて居る、此時に當つて警察官の年功加俸令も同時に出なければならぬと考へるのでありますが、斯の如き有樣になつたのは、小學校敎員と權衡を失し、偏輕偏重の處置であらうかと考へる、それが爲に警察官勤續者は少ないと云ふ斯樣な今日の狀態を見ましたならば、他に職務に從事する途が無い、恒產無き者は恒心無し、衣食足つて禮節を知るとあつて、始終職務に就きたい、何かなつて見やうと云ふて巡査になつて居る、是等は俸給が少ない、職務は激甚であるから、餘程身體强壯であつて、精神もしつかりして居る者でなければ此職務は勤まらない、恐らく日本帝國の今日の巡査であつて、一度身を警察界に投じて、此國家社會の爲め警察界に身を盡して、國家に貢獻しやうと思つて

巡査の職を奉ずる者に、百人に一人二人はあるかも知れぬが、恐らく頭からあるまいと私は思ふ、けれども恒の産を求め、恒の職がなければならないから必ずしも職務に從事し人の人たる道を盡さんと欲する者である、所が其人間に對する待遇が薄く、職務は繁甚、物價昂騰致し、子女の教育は出來ない、今や警察界の有樣は、實に以て同情に堪へられぬ感じがあるのであります、さうして申す迄もなく、社會の狀態は貧富の懸隔激甚を極め、生活上の度合段々と天地月鼈の違ひを來して居る今日である、此必要なる職務に從事し、國家一日も無ければならぬ此警察官に對して、今日は待遇の方法を講じ、優待の途を講ずるは、將來我帝國に於て警察に光輝あらしめ優秀なる優秀なる所の警察官を養成せなければならぬと云ふのは、時代の今日に於ては最も私は必要な事と考へます、今諸君に對して御參考までに一寸申上げて置きたいことがございます、是は其筋に付て自分が取調べたのでありますが、大正六年四月現在の取調でありますが、全國巡査の定員の地方費支辨は三萬九千三百五十八人、先づ四萬人、定員外が二千人、國庫費が百八十四人、さうして廳府縣を通じた巡査一人宛の月給額は、十六圓六十錢六厘乃至十六圓位の金を貰つてさうして、妻あり子あり母ありと云ふ者が、どうして此の生活がやつて行けませうか行けないことは實に明かなことである、さうして又縣の狀況に依ては、廳府縣の經濟の都合に依て一箇月五十錢或は五圓以上十圓以下の手當を貰ふ、併し恐らく五圓以下で、十圓位のものを俸給外に手當を貰ふと云ふことは少ない、精々餘計で一圓か二圓位のことゝ考へます、さうして巡査の今日初めて職務を奉ずる者が、どう云ふ步合と勤續の步合になつて居るかと云ふことも取調べて見ました所が、初めて巡査に奉職致しました者が、一年未滿の者が——一年未滿の者が、大正六年即ち昨年四月迄に於て五千五人、全國に於て四萬人以上の巡査の中で、一年未滿の者が五千五人、それから一年以上三年許り勤めた者が、八千五十四人、三年以上五年未滿の者が六千四百五十四人、五年以上七年未滿の者が五千七百八十八人、(斯う云ふ割合で、さうして殆ど此十分の一許りづゝより、三年なり五年なり七年なり十年なり勤を續いて居らぬので、十年以上になりますと、僅か二千人或は三千人しか居らぬと云ふ位のことである、一生懸命に職務の爲に倒れる迄に、國の爲に殉ずる考へなくして、中途で轉々頻々職を代へると云ふことになつて居ります譯と云ふものは、全く職務の激甚なると、國家が之に對する待遇の薄弱なると、貰ふ俸給丈で生活がやれ切れないと云ふ所の結果であらうと思ひます、それが爲に警察界の光輝を毀損し、警察界の必要なることに付ては、其途を缺かすと云ふやうな所に立至つて居ります、國の爲め之を救はずんば、何れの時にか之を救はなければならぬ、實に今日此警察界を助けると云ふのは焦眉の急であると考へるのであります、最後に今一言申上げて置きますのは、露西亞の國の革命も斯う云ふ麪麭の問題に出たものと思ひます、是は我が金甌無缺の帝國に於て、恐らくは左樣な革命思想とか、或は危險思想と云ふやうなことを唱へるやうな警察官—官吏或は國民の中に其樣な者は一人も無いと云ふことは固より斷言致しますが、併ながら貧富の懸隔が甚しくなり、生活の度合が天地の如く格段なる隔を致しますと、遂には其生活難を訴へて、生計の困難なる者が、遂には其美なる別莊を控へて立派な生活をして居る、或は八珍を並べて榮耀榮華に耽つて居ると云ふ人の境遇生活の狀態を羨んで、遂に人間として嫉妬怨恨と云ふ情を起さゞるを得ぬ、此嫉妬怨恨の情をば、下級の官吏やら下層社會に持たすと云ふやうなことに立至りますと、それこそ麪麭問題であつて、實に恐ろしい所の思想が彌蔓せざるを得ないと云ふことを私は憂ふるのでございます、諸君と共に自分も微力ながら此即ち立法府に參りまして幸に經國濟世の任に當つて此場に在る限りは、此警察官に對して社會政策と云ふ考を以て、即ち濟生の考を以て——世を濟ふの考を以て、大にそれが經國の考を以て、一日も早く此警察官をして僅か年功加俸の制度を設けて、年末に——十二月の末に於て五年若くは七年若くは十年勤めた者に對して、四十圓或は五十圓、或は七十圓と云ふ位の金を年末に與へました所が、別段大なる所の響もございますまいけれども、兎に角國家が優遇して呉れた、國家が待遇して呉れたと云ふことに付て、其年功加俸と云ふものゝ爲に、警察官は心を安んじ、安心をして喜んでさうして以て職務に忠實な、飽迄其任務を盡さうと云ふ、念慮を、必ず生じて來るに相違ないと云ふことは確信して疑ひませぬが故に、希くは此制度を一つ發布されて一日も早く此警察官を救つて、純良優秀なる警察官を養成すると同時に、國の爲め即ち世の爲めに諸君がどうか御贊成あつて、政府も此案を容れて、速に之を發布せられんことを偏に希望致すやうな次第でございます、一言申して置きます(拍手起る)

○岩崎勳君　本案は、曩に委員に付託したる巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案と聯繫したる議案であります、仍て其同一委員に併せて付託せられんことを希望致します。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議ないと認めます、即ち動議の如く決します、日程第七、野岩羽鐵道建設に關する建議案を議題と致します、八田宗吉君。

第七　野岩羽鐵道建設に關する建議案(八田宗吉君外六名提出)

野岩羽鐵道建設に關する建議案

野岩羽鐵道建設に關する建議

一栃木縣下今市より分岐し福島縣下田島若松を經て山形縣下米澤に接續する鐵道

右は奧羽線及磐越西線より東京に至るへき線路を短縮し栃木、福島、山形三縣に於ける森林鑛物の開發上最急を要するものと認む依て政府は速に相當の措置を採り建設に著手せられむことを望む

右建議す

〔八田宗吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○八田宗吉君　本建議案は曩に第三十一議會に於て滿場一致の可決を以て決定になつて居るものでありまする、政府に於ても既に測量調査を了せられたものでありまして、此線路は日光線今市より分岐して福島に至り、若松を經て山形縣下米澤に達する鐵道でありまする、此鐵道が敷設になりますと云ふと、奧羽線より東京に達しますには、三十五哩を短縮致ますし、新潟市より岩越線を經て東京に達しますには、三十哩を短縮致します、新潟市より信越線に依て往きますに比しますと、八十六哩を短縮することになつて參ります、而して此線は奧羽線の板谷の三十分の一の傾斜に比しますと云ふと、四十分の一の傾斜になつて來ます爲に、輸送力に非常な好成績を來しまするこ とになつて、既成の鐵道に便利を與へることは、今申します通りでありまするのみならず此の線路の經過しまする途中に有名なる[illegible]の中心を貫通しますることになつて參ります爲に、林産物が甚だ多くありまして、殊に田島を中心としまする、南會津郡は、福島縣の寶庫であると稱せられて居ります、而も此邊に於ける森林は、本縣の三大森林の一に數へられて居る所であります、而して此從なる物資に富んで居りますのみならず、此南會津郡の面積は百六十萬方里ありまして香川縣よりも廣く縣よりも一郡に於て其面積が廣いのであります、而して此郡役所の所在地田島は、停車場を距ること一番近い所で十四里、誠に行政上から申しましても哀れな所でありまして、文明的交通機關の惠に浴せざる所の不便な處であります、どうか前回同樣、御協賛を加へられんことを希望致します。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議ないと認めます、即ち本案は議長指名九名の委員に付託することに決します、日程第八、壹岐對馬本土間交通運輸の設備に關する建議案を議題と致します、提出者牧山耕藏君。

第八　壹岐對馬本土間交通運輸の設備に關する建議案(牧山耕藏君外二名提出)

壹岐對馬本土間交通運輸の設備に關する建議案

壹岐對馬本土間交通運輸の設備に關する建議

壹岐對馬の兩島は逐年人文の發達産業の進步頗る顯著にして之に伴ふ交通運輸の設備を要望すること極めて切實なり加之對馬は陸軍警備隊並重砲兵大隊の所在地にして單り兩島産業上のみならす國防上亦大に其の整備を必要とする多言を俟たす然るに現時兩島本土間の交通運輸の機關極めて不備にして且歐洲大戰以來船腹不足の爲更に甚しく航路の杜絶旬日に及ふこと數次なるの狀態なり而も今之を復舊し且其の整備を期するは縣費又は兩島の力のみにては到底能くし難き所とす故に政府は適當なる方法を講し速に兩島の交通運輸の便益を圖られむことを望む

右建議す

〔牧山耕藏君登壇〕

○牧山耕藏君　本員は壹岐對馬本土間の交通運輸の設備に關する建議案の提出者と致しまして、簡單に提案の理由を述べまして、諸君の御賛成を得たいと思ふのであります、壹岐と云ひ、對馬と申しましても、西海の一隅に點在致して居りまする孤島であります、是が本土との交通運輸の問題の如きは一地方の小問題のやうに見えるのでありますが、併ながら今や國を擧げて産業の勃興を圖り、國を擧げて交通運輸の完備を期して居る上から見ますれば、孤島の運輸連絡の機關と雖も、輕々に看過することは出來ない問題であらうと考へるのであります、從來壹岐對馬及本土間の交通機關と致しましては、三艘の汽船が通つて居つたのであります、然るに歐洲大戰の餘波は、此平和なる兩島を脅かしまして、三艘の中の二艘と云ふものは長崎縣費の補助を受けて居りましたけれども、其補助を辭退致しまして、他の有利なる航路に就いたのであります、隨て今日に於きましては、本土壹岐對馬間を連絡致しまする交通機關としては、僅に二百噸級の汽船が一艘通つて居ると云ふ次第であります、即ち維新當時の狀態に立戻りまして、玄海灘船止めの形に相成つて居るのでありますが、是が本問題の起りました事實でありますが、尚ほ島内の實情を考査致して見ますると、絶海の孤島でありますが故に、島内の物資は以て島内の需要を充たすことが出來ないのであります、從て他地方の供給に待たなければならぬのであります、尚ほ壹岐對馬兩島は、諸君御承知の如く本邦に於きましては有數の漁場であります、其水産額は數百萬圓を算して居るのでありますが、此水産物を運搬するにも船が無いと云ふやうな有樣で、殊に玄海灘は諸君御承知の如く、鳥の翼も折れると云ふやうな荒波でありますが故に、二百噸級の一艘の老朽船を以て致しましては、到底此交通は困難であります、少しく暴風が續きますれば、十餘日も本土との交通が杜絶するのであります、而も食料の缺乏、其他郵便物の遲滯等、十數日に亘ることは珍しからぬのであります、尚ほ看過すべからざる一の問題は、吾々が最も貴重なる生命の保障に對する不安に陷つて居る點であります、壹岐と云ひ對馬と申しましても、貧弱なる孤島でありますが故に、醫療機關の如きは極めて不完全であります、隨て病人の如きは福岡の病院へ參りますか、或は長崎の病院へ參りますが、此の如く交通機關が杜絶致しましたが爲に、折角福岡病院なり長崎病院なりに參らうとしても、出づるに船の無い爲に、洋々たる玄海の波濤を望んで、病人を見殺しにしなければならぬと云ふ悲慘なる實例も枚擧に遑ないのであります、尚ほ外から參ります――島外から參りますにも、船が無いから同樣の不便があります、斯樣な點は諸君の御想像に依て御判斷を得ることゝ信じますから、玆に諄々しく申述べませぬ、然るに他の離島に於ては、如何なる方法を執つて交通機關が整備されて居るかと申しますれば、御承知の如く第四十議會即ち今期議會に於て協賛を與へました所に依ても、遠洋航路は別と致しまして、現に小笠原の航路の補助として八萬圓、東京府と小笠原とに千二十圓、伊豆諸島航路に七千五百六十圓、隱岐の航路に對して五千四百圓、鹿兒島那覇間が四萬圓、沖繩先島間が一萬八千圓、鹿兒島各離島間が二萬二千八百圓、本洲と北海道間が五萬圓、北海道の沿岸航路が十九萬六百七十五圓と云ふ補助を以て、交通機關が整備致されて居りますが、壹岐對馬の兩島は長崎縣より貧弱なる縣費の補助を得て、今日迄やつて參つたのでありますが、一面船會社が船腹不足の爲に、此兩島を航海致すことを不利として、此補助を辭して他の有利なる航海に就いたと云ふ次第でありまして、殆ど今日壹岐對馬は俊寛島流しと同樣の狀態に立至つて居ります、壹岐對馬は小なりと雖も、古より大八洲の中に數へられ、歷史あり由緒ある島民でありますが故に、之を此儘見殺しに致します事は、人道上に於きましても甚だ容易ならぬ問題と考へます、故に是非政府に於ても相當の交通運輸の便を開かれる事が適當と思ふのであります、殊に壹岐對馬の兩島は、諸君御承知の如く國防の上に於ても要衝の地であります、日淸戰爭に於ても、日露戰爭に於ても、如何なる働をし、如何なる位置にあつたかと云ふことは、諸君の御想像が付くことであります、幸に本案が特別委員に付託される光榮を有しますれば、本員は更に其席に於て具さに狀況を申述べたいと思ひますが、此場合唯々簡單に提出の理由を申述べて、諸君の御賛成を請ふ次第であります。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議がないと認めます、即ち本案を議長指名九名の委員に付託することに決します――次に日程の第九及第十は共に物價調節に關する建議案であります、先づ之を一括して議題となし、説明及答辯は各自にされることに致したいと思ひます、御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ一括議題となすことに決します――村松恒一郎君。

第九　物價調節に關する建議案（村松恒一郎君提出）

物價調節に關する建議案

物價調節に關する建議

近時物價の昂騰甚しく特に米穀其の他生活必需品の騰貴は底止する所を知らす中流以下多數國民の困難其の極に達せり今にして之か根本的調節の方法を講するに非すむは或は將來社會上恐るへき結果を生するなきやを保せす政府は速に適當の處置を執り物價を調節せむことを望む

右建議す

第十　物價調節に關する建議案（降旗元太郎君外二名提出）

物價調節に關する建議案

物價調節に關する建議

近時物價の騰貴益激しく國民生計に苦痛を感すること甚大にして物價を調節するは刻下の急務なり曩に發布せられたる大正六年農商務省令第二十號は此の目的を達するに足らさるのみならす却て經濟界の不安を招くを以て速に之を廢止し他に適切なる物價調節の方法を執るへし

右建議す

〔村松恒一郎君登壇〕

○村松恒一郎君　諸君、本員は玆に物價調節に關する建議案提出の理由を、簡單に申述べたいと思ふのでありますが、物價調節に關する問題は既に豫算委員會に於きましても、亦他の場合に於きましても、屢々論議せられた所の事柄でありまするが故に、實は特に説明を要する程の事は無いのでありまするが、唯々玆に本員が去る十六日に此建議案を提出致しました其翌日、憲政會の諸君も亦此必要を認められたものと見えまして、折柄の日曜にも拘らず、本部へ御集會になつて、種々御審議の結果、其夜を以て此次の日程に上つて居る所の建議案を御提出に相成つたのでございます、私は憲政會の諸君が國務に御熱心で、同時に此有力なる方々が、吾々と感を同じくせらるゝと云ふことは、非常に心強く感ずる次第でありまするが、唯々其中に幾分吾々と意見を異にする所があるのでありますから、其點に關して極く簡單に吾々の意思丈を發表致して置きたいと思ふのであります、其意見の異なると云ふことは、即ち農商務省令第二十條、所謂暴利取締令に付てでありまするが、憲政會の諸君の中には此調節令を以て憲法違反であると云ふ意見を有して居らるゝ方もありまして、既に豫算委員會に於ても、又本議場に於ても、其御意見を發表せられたのでありまするが、又同じ憲政會中にも、多少意見を異にせらるゝ人々もあると見えまして此建議案の上には其事は見えて居らないのでありまするけれども、定めし此提出の理由を御述べになる際には、左樣な事も出るであらうと思ひまするが、本員は此暴利取締令なるものを以て憲法違反とは信じないのであります、さりとて之に向つて餘り重きを置いて居らぬのであります、併ながら無きよりは勝れりと考へるのであります、何故に之が憲法違反でないかと申しますると、先づ違反論者の御説を聽きますると、此調節令は營業の自由を妨害し、所有權を侵すものである、是は即ち憲法の條章に反するものであると云ふやうな意見でありますが、併ながら此取締令なるものは、如何なる場合にも濫用して、漫りに所有權を侵し、漫りに營業の自由を妨害するのではない、憲法に規定してある所の所有權、若くは此營業の自由と云ふことは、是は普通の場合を指したものであつて、其當業者が善意を以て營業を營み、或は又或る財産の所有者が善意を以て所有して居る場合に、之を國家政府が勝手に取上げる、或は勝手に之に向つて種々の拘束を加へると云ふことは、是は無論不法なる事である、斯樣な事でありますれば、是は無論憲法の條章に違ふものであると云ふことは勿論である、併ながら此取締令に規定致した所は、制限があるのである、詐り營業の自由と申しましても、他の多くの者に損害を與へ、而して己を利すると云ふことは、決して是は許すべきことではない、是は決して營業の自由の範圍ではない、是は言ふ迄もない事柄であるのであります、又所有權に致しましても同樣で、惡意を以て他人の財産を横領したとか云ふことは、決して是は

所有權でも何でもありはしない、それで此取締令に規定致しまする所は、此善意の所有者、善意の營業者を拘束すると云ふことに非ずして、既に此明文にもありまするが如く「急激なる市價の激變を誘知し因て以て暴利を得るの手段として下に揭くる物品の買占又は賣惜をした場合には」云々と云ふ規定である、此中には既に惡意と云ふことは確に含まれて居るのである、之を解剖して見ますれば、唯々此急激なる市價の變動を起したと云ふ丈でも、此制裁を受けるのではない、又單に暴利を得たと云ふ丈でも制裁を受けるのではない、又單に買占賣惜をしたと云ふ丈でも制裁を受けるのではない、詰り急激なる市價の變動を惹起して、さうしてそれに依て他を害して己が暴利を得ると云ふ手段として、其目的の爲に買占又は賣惜をすると云ふことに至つて、初めて玆に惡意と云ふことが證明をせられるのであります、即ち害他利己――他を害して己を利すると云ふのであるから、即ち是は社會の共存――共益、相共に世の中に立つて行くと云ふ、此一般の原則を無視する所のものであるが故に、是は社會の公益上、行政處分を以て取締ると云ふことは少しも不思議でないのである、是が決して憲法に規定してある所の營業の自由――尤も營業の自由は憲法の明文にはありませぬけれども、其精神に於て或は含まれて居るか知れないが、此營業の自由或は又所有權と云ふが如きことは、此法令とは全く別物であると本員は信ずるのであります、故に此惡意を以て物品の買占又は賣惜をして、さうして此己が利益を得やうと云ふ者を取締るのは、是は一箇の行政處分である、是れ少しも差支はないと本員は考へる、或は此取締令を以て憲法の第八條、即ち緊急勅令に何故しなかつたかと云ふ意見もありまするけれども、本員の信ずる所に依ると、第八條は是は非常の場合を規定したるものである、第九條は常時――普通の場合を規定したものである、即ち普通の場合に於て、公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を增進する爲に、政府が此取締令を發布したと云ふことは、是は當然な事柄であると思ふ、此見地より致しまして、吾々は此取締令が憲法違反なりと信じないのであります、唯々之を運用した場合に於て、果して當を得て居るか否やと云ふことが、多少の問題に殘つて居るのであるが、是亦吾々の見る所では、決して是は不都合ではない、當然の事柄である、今回政府が投機者某に向つて戒告を與へたと云ふことも、是は當然なる事柄である何故であるかと申しますれば、彼の戒告を受けたる投機者某なる者が、各方面に手を延ばして、多くの米穀の買占を致して、所謂「俵くゞり」と稱する、即ち玄米賣方に無き所の玄米を强て受取らんと迫つて、之に依て益々市價を釣上げたと云ふことは的確なる事實である、能く憲政會の口癖に言はれる天下周知の事實である（拍手起る）是は即ち多くの者を害して己を利すると云ふ遣方であるから、之に向つて本令を適用したと云ふのは、吾々は決して異議は無いのである、唯々此場合に彼等投機者の一部、若くは是と感を同じうする所の一部の論者は、斯の如き法令を適用しても、事實に於てさのみの効果は無い、其證據には既に此戒告を與へた後に、益々相場か騰貴したではないかと云ふことを言ふのであるが、是は當前の話である、何故に當前の話であるかと申しますれば、詰り此多くの仲買、東京に於ても大阪に於ても、其の他に於ても、仲買なる者は何れも所謂呑行爲と云ふものをやつて居るのである、客が賣つて來ればそれを自分の懷で買取つて、多くの玉を自分の懷に抱いて居るのであつて、是れか此戒告を與へられて市場が休會を致した、若し再び市場の開けた場合に、暴落をした時は非常な損失をしなければならぬのでありますから、彼等は共同して、所謂總解合なるものを迫つた、併ながら是が行はれなかつた、再び市場が開かれた場合に、彼等は自己防衞の爲であるが、一面に於ては政府に面當て、政府に反抗の意味を以て、期せずして全國の仲買人が一齊に買煽つたものであるから、騰貴するのは當前である、而も其の裏面はどうであるか、私は斯樣な事情は能く知りませぬが、信用すべき新聞紙の記事に依れば、是等の多くの呑行爲のある、仲買人は、賣る方を斷つて買煽つて一面には客に買ふ方だけを勸める、さうして今迄自分の持つて居つた、呑んで居つた玉を賣り退けると云ふ遣方をして居る、一方に賣注文を斷つて買煽つたのであるから、是れが騰貴するのは當然の話である、元來此の政府の遣方が甚だ手緩いのは、戒告を與へると同時に、一面に仲買の呑行爲に向つて一大鐵槌を下したならば、相場は忽ち下つたらうと私は思ふ、今日の市場の有樣と云ふものは、果して是が眞の公平なる相場であるかと云ふことを、吾々は疑ふ、何となれば政府が少しく調節を行ふと云ふ聲を聞くと下る、政府が少し手を緩めると直ぐ騰ると云ふ狀態である、それを彼の一部の投機者流、若くは此投機者と感を同じうする連中は、政府が斯樣な事をする爲に、安心して賣買が出來ない、一體相場に安心して賣買の出來るものか何がある、初めから不安心な賣買である、唯だ少數の投機者流の不安心と、五千萬の同胞の不安心と何れが重きか、何れが輕きやと云ふ問題である、今日五千萬の國民は、彼等一部の役機者の爲に翻弄され此國民の主要食物たる米の相場は、殆ど彼等の爲に左右せられて居る、勿論彼等は是に付ては辯解して、相場の高低は人力を以て左右することが出來するものでない、或は一片の法令を以て出來るものでないと云ふことを言ふ、是も亦相當の道理がある、勿論需給の關係に依て物價は定まるのであるから、人爲を以て之を絕對に動かすことが出來ないのでありますけれども、米價の當に騰貴しつゝある趨勢の所に於て買占を行へば、極く微弱なるものと雖も、非常なる力を以て騰貴を促すことが出來るのである詰まり燃火に向つて油を注ぐ遣方である、吾々の咎めるのは此點である、單に己を利して他を害しないならば咎めない、唯さへ騰貴する所に向つて、八方に手を延ばして買占めれば、所謂米價の騰貴を惹起すと云ふことは勿論の事である、さうして多數の者を苦しめ、さうして多數の者を害して己れ一人の懷を肥すと云ふ事が、果して是が正しき賣買と云ふことが出來るか否や、前申上げる通り、社會は共存共進である、相共に利益し、相共に進まなければならぬ、賣買と云ふものゝ性質がそれである、賣る者が利益し買ふ者が利益するので、賣買が正しく行はれる、唯だ一人己を利せんが爲に、多くの人を害することは、法律の上からも之を許すことが出來ぬ、社會の上からも之を許すことが出來ぬのである、それで而も今日言ふ迄もなく、我國は矢張交戰國の列に加つて居る、斯の如き結果と致しまして、此一面に於ては國防の充實、即ち軍備擴張の爲には、吾々は三千萬圓の增稅も負擔して居る今日である、況や又此戰時狀態の爲に、總ての經濟上非常なる變化を生じて、是が爲に獨り米價のみならず、總ての物價が騰貴をして、非常に困難して居る、然るにも拘らず唯だ此一部の投機者が此米價を左右して、國民の主要食物を釣上げると云ふに至つては、之を許すことが出來ないのである、此點に付ては吾々は政府の爲した所に、必ずしも反對致さないのであります、併ながら此物價調節令なるものが――暴利取締令なるものが、果して物價調節の目的を完全に維持さるゝか否やと云ふに、さう出來ない事は吾々のみならず政府當局者も此事は明言致して居るのである、吾々も亦同時に此暴利取締令に向つては、餘り重きを置いて居ないのである、併ながら彼の腫物が生じたと云ふ場合に、之を根を拔き取つて療治を加へるのは勿論のことであるが、先づ以て假に膏藥張りを致して、多少の痛みを止める、或は膿の流れるのを止めると云ふ位なことは、此暴利取締令にも確に効果がある、即ち一片の膏藥張りも尙且つ爲さゝるに優れりと思ひます、暴利取締令を廢すると云ふ意見を持つては居ないが、それと同時に之を以て滿足することは出來ない、況や單に是は米のみならず、小麥も同樣、此小麥に付ては過日も橫山君が質問せられた如く、今日關西方面に於て非常に買占か行はれて多數の者が苦しんで居る、殊に神戶の某商店の如きは、啻に小麥粉の買占のみでない、今や既に砂糖の買占に手を伸ばして、それが爲に、今日砂糖が騰貴しつゝある有樣、加之此神戶の某商店なるものは、株式會社なるものも買占をやる、今日中央に於て地方に於て、小なる株式會社が成立して、多少有望になれば、側面より手を廻して之を買占めて、三分の二以上株を得れば、重役を追退けて其會社を占領することをやつて居ります、苦心慘憺の結果會社を成立せしめて、漸く利益を得る場合になると、殆ど知らず識らずの間に此神戶の某商店なるものに買收をせられて、それが爲に殆ど失望した者が今迄幾らも例があります、斯の如く殆ど常習的の買占を爲す者に至つては、國家として、社會として、相當の制裁を加へなければならぬ、今日神戶の某商店が如何なる買占の働きを致して居るか、吾々は詳しく存じませぬけれども、兎に角現に是亦天下周知の事實として誰人も疑はぬ、是に向つて政府が何等の取調もしないと云ふことは、甚だ緩漫である、同時に之に對して、世人が種々の疑惑を起すと云ふのは、無理からぬ話であります、一部の米の買占を爲したる投機者に向つて、戒告を與へた以上は、其他の者に向つても、公平に平等に戒告を與へると云ふことは、是

は當前の事柄であらうと思ふ（拍手起る）況や又其他石炭に致せ、木炭に致せ、或は日常必需品たる魚類にしろ、蔬菜にしろ、總ての物が悉く騰貴して、國民が困難を致して居る、是は單に新聞紙の記事を見ても能く御分りであらうと思ふが、今や生活難の爲に、或は悲慘なる死を遂げ、或は又種々の罪惡を犯すと云ふ事は、頻々として新聞紙上に現れて居る今日の場合、此時に於て苟も爲政者たる者は十分に此點に付て調査を致して、さうして速に物價調節の方法を講じなければならないのである、之に對しては既に當局者に於ても、或は豫算總會に於て或は本議場に於て屢々調節の事に付ては、意見を述べられて居るのである、或は取調中であると稱し、或は進んで既に此米の如きは、朝鮮のみならず緬甸、蘭貢の方面迄も取調がしてある、或は內地に於ても、鐵道船舶の運輸の方法に付て、考慮して居ると云ふ事を述べて居られるが、如何せん今日迄未だ此事が十分に實現しないのである、唯だ單に考慮中である、調査中であると云ふ事丈では、國民は何等の幸も受ける事が出來ないのである、今日は議論より實行の場合であるのである、是に於て吾々は是非此根本的の物價の調節を致したいのである、それで根本的と申しましても、物價のことたるや極めて複雜なるものでありますから、果して之を實行すると云ふ事に付ては、夫々の手數を要する事でありますけれども先づ以て殆ど今日一般の人々の認めて居る所の方法即ち一面に於ては米穀の輸出を禁じ、輸入税を免除し、或は內地に於ける鐵道若くは船舶の運輸を、今少し滑らかにすると云ふやうな事も必要なことであらうと思ふ、今日鐵道に於ても既に六十萬噸の滯貨がある、或は船舶に致しても非常に船腹が支へて居ると云ふ事は事實である、けれども此國民の主要なる食物に向つて、船腹の一部を割き、又貨車の一部を割いて運輸を十分にすると云ふ事は、政府當局者として出來ないと云ふ道理は無いのである、若し政府當局者が國民に親切であれば、今迄に十分に具體的に此事を實現しなければならないのであるが、吾々はまだ不幸にして其事を實際に見ることが出來ないのである、言ふ迄もなく國民の爲に最も大切なる事は、此生活の問題であるのである、總ての國民―總ての人間は、唯だ此生活をより多く幸福に、より多く都合の好い方法に進むると云ふ事が、是が總ての國民の希望である、其本は即ち總ての物價に在るのである、で今日一面に於て官吏の增俸も幾分行はれたのである、併ながら此物價の騰貴の趨勢は、斯の如く多く進んで居るが故に、官吏の增俸等の如きも餘り利目がない、又一面に於て俸給者の如きは、何れも減俸せられたと同一の境遇である、況や小額なる恩給、若くは少額なる公債の利子等に依て生活して居る者は、益々困難を感ずるのである、若し斯の如くにして荏苒として經過したならば、所謂中產階級は亡び、一面に於て財產階級は益々富を重ね、其反對に勞働者は增加し、下級の貧民は益々增加する事に立至つたならば、玆に階級戰を惹起して遂に國家の基礎を危くするのである、今更事新しく申す迄もなく、何れの國と雖も其國が亡ぶる時は、必ず其國の國民――下級國民が非常に貧しくなり、生活に苦むと云ふ場合である、例へば佛蘭西の革命に致しましても、最近の露西亞の革命に致しましても、其本は食料品の問題が動機となつて起つて居るやうな有樣である、是等の事は今更詳しく申上げる迄もない事でありますけれども、現に今日吾々首め、此物價騰貴の爲に非常に苦められ居るから、此點に付きましては政府當局者として心を用ひて貰ひたいと思ふのである、それで應急策と致しましては、唯今申上げた通り輸入税の免除、或は輸出の禁止、若くは運輸の圓滑、或は又通貨の收縮と云ふやうな方法があるが、是も實は根本的の方法でない、畢竟其の應急的の施設に止まることであります、更に根本的の調節と申しますれば何であるかと言へば、先づ以て一般の此の經濟組織の改善を行ひ――產業組織の改善を行ひ、而して此の低價なる原料を供給して、生產高を安くし、同時に生產者と消費者とを近接せしめて、無用の費用を省くと云ふことに致して、成るべく廉價なる物を一般國民に供給すると云ふやうなことは、根本的に考へなければならぬ事柄である、それに付きましては種々の方法もあるであらうと思ふ、例へば市町村に於いては公設市場を設けるとか、或は又販賣組合を設けるとか、購買組合を設けるとか、種々の方法もありませうが、兎に角是れ等の事柄に付いて、政府當局者も能く考慮致し、同時に玆に或は物價調節の機關――一つの官衙を設けるか、或は委員會の如きものを組織するか、兎に角之に向つては官民合同して、さうして十分なる調査を致して、根本的に物價の調節を圖ると云ふ事に致さなければならぬと思ふ、就中吾々の主要食料たる米の如き、最近兩三年間に於て產額に變りはない、產額に變りはないに拘らず或時は十一圓臺に下落し或は十三圓、十五圓の時代にあるかと思へば、僅か一年ならずして一躍二十圓となり、二十五圓となり或は三十圓にも至らんとするが如きは、國民として不安に堪へないのである、勿論年に豐凶のある事がありますが、凶作の場合は宜いとするも、米の產額の同じ年に於て、僅かな間に斯の如き變化のあると云ふ事は、實に生活の上に於て吾々の堪へ難き事柄である、是等の事に付ては餘程十分なる考慮を要する事であらうと思ふのであります、是か即ち吾々の此建議案を提出した理由であります、尙玆に一言附加へたいと思ひます事は、今回の投機者に對する戒告の事に付て、種々の印刷物が吾々の所に來て居るのでありますが、其中に小泉策太郎君も「暴利取締令に對する卑見」と云ふものを印刷して御配りになつた、小泉君は斯道に掛けては十分に趣味を持ち、十分に手腕と經驗とを持つて御出になる御方でありますから、吾々も敬意を以て之を拜讀した次第であります、其終りの方に德川幕府の時代に於て、矢張米價調節をやつて失敗したと云ふ歷史を御書きになつて居る、是も非常に趣味のある事でありますから、是以て成程當時の政府が調節をやつたけれども目的を十分に達しなかつた、何故達しなかつたかと云へば、一方は民間の事情に暗い役人である、一方の商人は其道の玄人である、而も自家の生死に關する必死の場合である夫故に彼等は聯合して政府に反抗して、種々相場を釣上げた、此時も矢張、今回全國の仲買人が一齊に買煽つたと、同じやうな事をやつたのであるから、是が失敗に終るのは當然である其結果はどうであるか、是は小泉君も御承知の通り天明七年の米價騰貴の場合、所謂打壞しと云ふものが始まつた、當時の人民が官署に向つて奸商共が買占をする、賣惜を致して甚だ困る、どうか之を賣出すやうに御說諭を願ふと云ふ事を申出でたのであるが、當時の町奉行曲淵甲斐守が段々奸商を呼出して取調べると、賣りたいは賣りたいが、吾々には米がありませぬと云ふ事を答へた、唯だ其一言で直ぐに一面町人共に向つて、彼等米商人は値を好く買ふと云ふのであるから、米が有れば賣るのであるが、無いから賣らないのである、だからお前達諦めるより仕方がないと言つたが、夫等の事が動機となつて所謂打壞しなるものが始まつた、江戶市中の總ての米商と云ふものは、暴民の爲に片つ端から壞されて仕舞つた、獨り江戶のみならず、京都も大阪も同樣である、斯樣なる不祥なる出來事は何に因つて起つたかと云へば、一面に於て彼等奸商共が國法を無視し社會の公益を無視して、私利を圖つたからである、一面に於て政府當局者が無能にして、眞に米價調節の根本政策を定めることが出來なかつた爲に起つたのである、其當時幕府の勢で、町奉行が多くの者を率ゐて鎭壓に出掛けたけれども、あべこべに暴民の爲に擊退せられた、凡そ國民の憤激した場合には、法律も官の力も、殆ど如何ともすることが出來ない之を喩ふれば最近の彼の日比谷事件、或は憲政擁護の場合に於ても同樣に、警視廳が如何に全力を注いでも、眞に國民の公憤の絕頂に達した時には如何ともすることが出來ない、國民の生死に關する大問題此物價問題に付て、若し一面に奸商が跋扈をし、一面に於て政府が悠々として之を不問に付するが如き事があつたならば、本員は斯る不祥なる事を希望致す次第ではないが、人心の激する所如何なる事が起るかも知れぬと思ふのであります、是は餘程吾々の注意しなければならぬ所であると思ふ、願くば本案を御贊成下されまして、御採用あらんことを希望致します。

○紫安新九郎君　議長。

○議長（大岡育造君）　紫安君。

○紫安新九郎君　私は唯今の提案者たる村松君に質問を致します、私共暴利取締令に付ては、其目的及其精神には何等反對する者ではない、此暴利取締令の目的及精神の益々貫徹せられんことを希望する、且つ政府か之を出した精神は深く諒とする者であります、然るに村松君の唯今の御議論は暴利取締の目的も、精神も、立法上の手段も、運用上の効果も、ごつちや交ぜにして御議論になつたからして、私共は村松君の此暴利取締令の立法上の議論の基礎を知ることが出來なかつたのである、殊に又村松君は斯樣な事を仰しやつた、惡意を以て商行爲を爲す者には命令を以てしても差支ないと、是は甚だ奇怪千萬なる議論である、惡意を以て商行爲を爲すも、善意を以つて商行爲を爲すも、所有權を取得したる以上

は其の所有權は法律行爲として有効なるもので、例へば人を殺す目的を以つて毒藥を賣買する、人を殺す目的を以つて毒藥の賣買を爲しても、此の毒藥の賣買其ものは法律行爲として有効であるのである、然るに村松君の所謂惡意を以て商行爲を爲すから之を命令を以て取締つても差支ないと云ふ、其法律上の基礎は何處にあるのでありますか、之を御尋致します。

〔拍手する者あり〕

○村松恒一郎君　唯今の紫安君の御尋は御質問にあらずして御意見と思ひますから、御意見は又委員會に於て伺ひます。

○紫安新九郎君　それは意見ではありませぬ、貴方の御しやつた事に付て、法律上基礎を問うたのである、明白に御答なさい(「誤解だ」と呼ふ者あり)答辯出來まい(「速記錄を御讀みなさい」と呼ふ者あり)法律を知らぬ者が法律を言ふからだ。

○議長(大岡育造君)　降旗元太郎君。

〔降旗元太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○降旗元太郎君　本員提出の建議案は「近時物價の騰貴益々激しく國民生計に苦痛を感ずる事甚大にして、物價を調節するは刻下の急務なり曩に發布せられたる大正六年農商務省令第二十號は此目的を達するに足らざるのみならず、却て經濟界の不安を招くを以て速に之を廢止し他に適切なる物價調節の方法を執るべし」是でございます(「分つたそれで宜い」と呼ふ者あり)大戰亂の波動に依て世界經濟の組織の根抵を覆され、著しき變態を呈しますると共に、我國の經濟界に於ても、或は協同國の軍需品輸出の激增、其他種々の事象に基き、輸出の增加、是等の爲に國際貿易の順調となつた事や、隨て通貨の膨脹致しました事の速かなる、又之に關係を致して居りまする事業勃興の煽りを喰つて、一般の需要力が增して來たと云ふ事、又鐵道や船舶の運輸力不足の爲めに、供給の不足を告げたと云ふ事、色々な事が因は果を生み、果は逆まに因となつて、物價の騰貴日に益々激しいことは、私が此所に縷說する迄もない現に國民生計の必需品として一日も缺くことの出來ない食料品にせよ、其他の日用品にせよ、管々しく申述べませぬでも、五割、八割、十割、十二割、二十割、甚しきに至つては二十三割の暴騰を致して居るのであります、之を此儘に抛擲すべからざることは私が彼是申述ぶる迄もなく、官民一致して熱望して居る事であります、唯だ政府で昨年農商務省令二十號として發布致しましたる世に所謂暴利取締令、是では物價調節の目的を達する事が出來ない日本の現狀を彼の英吉利に比べて見ますと五百萬の精鋭を西部戰線に送つて居つて、さうして度々敵の航空隊の襲ふ所となつて、不安を感じて居る倫敦に於てすら、現在の食料品及日用品の値は、日本の東京より非常に廉い、牛肉一斤が六片、即二十五錢、石炭百斤が九片即三十六錢、靴が一足十志六片、即ち五圓二十四錢、洋服が一著三十志即ち十五圓、鷄卵が平時にあつて一打二十四錢の物が、一時は一箇二十四錢位まで暴騰を致した、是は時局の波動に依て斯樣に一時はなつたのが、當然でありますが當局の調節方法其宜しきを得たるが爲に、當時は一打四十錢になつて居る、又牛肉も一斤一圓と暴騰致したものが當局の調節に依て當時は一斤二十四錢、前に申します如くなつて居ります、其他一般の日用品が平時の値段に較べますと云ふと、大體に割高になつて居ると云ふ丈であると云ふのは、英國政府が先頃穀物生產法を制定して以來、鋭意物價の調節に苦心をされたる効果空しからずして、彼の大戰亂の中央にある倫敦で、而も唯今申上ぐる如く度々敵の航空隊の脅す所となつて居る彼の市街地に於ける物價の現狀斯の如くなるに、此矢叫の巷より遠く離れて居る日本東京に於て、物資の供給も豐富であるに、其時價が前申上ぐるが如き劇甚なる暴騰をして居ることを、此儘に傍觀することは絕對に出來ない筈である、私は此農商務省令第二十號に對して、此建議案を提出する場合に於て、必ずしも當局が此省令を以て營業の自由を奪ひ、所有權、財產權を蹂躪すると云ふ點に於て、憲法に背き、民法を蹂躪し、取引所法に矛盾すると云ふやうな議論に就て、私は此所が力說するやうな積りはないのであります、又彼の省令が、例へば成文悉く抽象的の文字であつて、是が意味徹底しない、故に彼の省令を存置しても、實行不可能であるなどと云ふ議論にしても、私は此場合に於て此に多言を費すを望まぬのであります、唯だ私の目的とする所は、現在斯の如く暴騰しつゝある物價を調節して、殊に國民の必需品たる米、麥、豆、味噌醬油、其他の日用品に對して上下心を一にして、當局の爲し得べきことは當局之を爲す、現に此頃船舶管理令に於ても、產業運輸の途を開くと云ふことが彼の管理令發布の大眼目の一であると言はれて居るが、之を實地に如何やうに應用して居るかも、今尙ほ疑問でございます、其他有らゆる場合に於て、此暴騰を防いで、少くとも英國政府の、倫敦の時價な唯今申上ぐるが如くに保つて居るのに劣らぬ丈の事は、なさるべきやうに當局をも督勵いたし、又委員會に於て委員の衆智を集めて、斯樣な問題に就ては議論をするよりも、實際に行ひ得べき方法の御協議もし、研究も調査もしたいと熱望致すのでございます、現に農商務大臣は昨年の十月二十九日の全國取引所聯合會に於て斯樣に言はれて居る「世人は本省令を以て自ら物價調節令となし、物價の調節は是のみに依て行はるゝものに非ずとなして非難しつゝあるは誤解と言はんか滑稽と言はんか實に噴飯に堪へざる所なり物價調節は單に一片省令の能く爲し得る所にあらざるは發令者素より能く認めて居れり」、斯樣に述べて居られます、勿論此演說の終りに於て「此省令を餘りに高く受取り之を以て物價調節令の全部なるが如くに思ひなし卒爾の物價調節令などゝ命名するに至りたるは誠に笑止の限りなり」、農商務大臣自ら斯樣に言うて居るのであります、故に是は農商務大臣が一時應急の物價調節に誠意あることを國民に示すが爲に、急卒に拵へられたものであつて眞に此物價暴騰の趨勢を冷却せしむべき全體に亘る調節の方法は、他日を俟つて攻究調査せんとして居つたものであらうとも見えるのであります、然らば私は此機會に於て、當局大臣自ら進んで委員會に出席をされて、さうして眞に私の望む所の如くに根本的に物價昂騰の趨勢を和ぐべき途を講ぜらるゝのが至當であらうと思ふ、況や唯今村松君が此所で御述になりましたやうに、私も小泉策太郎君の著はされたる書物は拜見致しましてございますけれども、今度の仲小路農商務大臣の發布せられたる、彼の前後に於ける市場の模樣、及び所謂二十號の成文と云ふものを見ますると、天明三年八月十四日に、田沼主殿頭の發布したる政令を殆ど直譯せるかの如き感がある、時代に依て文章の體は異りますが、彼れを直譯せるが如く見える法令であつて、而して彼の前の米の相場は、八月十四日前に於ては筑前米が七十六匁であつたものが、田沼主殿頭の法令の後は忽ち八十七匁に昂騰し、又莊內米が其前には七十三匁であつたものが、此政令に依て直ちに八十匁二分に昂騰した、而して其後數月、天明四年正月二十六日に米の價が段々昂騰するが故に、更に前の意味に基いて峻嚴なる政令を田沼主殿頭より發布された、さうすると更に肥後米は一躍して百十二匁五分となり、莊內米は百二匁五分に暴騰したと云ふやうな實例と、此度の省令を適用されたる前後に於ける、米の値段の急激に騰貴致しました事情とを照し合せますると古今其軌を一にして居つて、而して田沼主殿頭の此政令は德川治世三百年の中の米に對する最大惡令と云ふ極印の付いたそれと同じ結果に相成つて居る以上は、原因を探究して種々雜多の縺れはございませう、世の中の事象は必ずしも單一にのみ觀察する譯には行きませぬけれども、斯の如く軌道同じうして而して其原因結果亦同じ事であるのに照し合せると此省令二十號なるものは、米の價を調節すると云ふ大目的――種々の學者は各々立場に依て之に對する議論をするでございませうけれども、眼目は唯だ米に對しては米の價を調節すると云ふことが目的である、其他の暴騰せる物價をも調節すると云ふのが目的である、此目的を達するに足らざるものは半文の價値なきものである、況や是が爲に其業に從ふ者をして不安の情を感ぜしむるに至つては、此省令の定むる所豈啻に米のみならんや、鑛類、石炭、綿絲及綿布、紙類、染料、藥品、之に小麥が加はつて居ります、是等のものに對して、若し米に對する場合と同じ事實を發生せしむると云ふことに相成つたならば、それこそ經濟界をして不安のどん底に陷れしむるものでございます、是が恐ろしい、是が恐ろしい故に此場合に於て議論は要らぬと思ひまするから、私は希くは眞に憂を同じうせらるゝ諸君は、此建議案を特別委員會に付されて、さうして十二分に物價調節の根本義を闡明することの出來るやうに爲し下されむことを切に希望致します。

〔拍手起る〕

〔此時東武君「議長質問があります」と呼ふ〕

〔國務大臣仲小路廉君登壇〕

○國務大臣(仲小路廉君)　唯今は物價調節に關する建議案の御提出があつたのであります他の問題とは異りまして、今日の場合に於て、物價の調節に關しまする問題は、實に社會に取つて重要の問題と存ず

るのであります、之に就きまして茲に衆議院としての建議に對しまして、政府に於きましても是には餘程考慮を致すべき事と存じます、殊に提出者としての村松君の御論は素よりのこと、又降旗君の御論旨に就きましても、假令所見を異にする事ありと雖も其御論旨に就きましては、誠に妥當の點もありまして、是亦餘程考慮を致すべき事と存じます、實に今や戰時に際會を致して、輸出入共に萬事心に任せない今日であります、元來自分の考としては、物價の高低は需要供給の關係に基くのであります、之に對して容易に人意を以て調節を試むべきものではないと存じます、平時に於ては其通りであります、併ながら今日の如く實に戰時に際會を致して各種の狀態悉く變態の時であります、一面に於て極めて繁昌々々と云つて喜ぶ者もありますが、又裏面に於ては中層以下種々困難を感ずる者も尠くないのであります此際に當りましては、何と致しましても物價の調節は至當に之を試み、國民の安定を期する點に努力を致しまするとことは、當に政府として盡すべきことゝ存じます、先般も申述べたのであります、此場合爰に投機を試みてそれに依て一般の人々に大なる禍害を及ぼしますることは、是は取締らねばならぬのであります、併ながら此取締令なるものが、決して物價調節の全部ではござりませぬ、他に幾多の方法を攻究致し考覈致して、適當なる施設、經營を爲すことに素よりの次第でございます、今日迄政府に於て種々施設經營を致し、又實際に就て調査致した事も尠なくないのであります、今回の建議案は何れ委員會に御付託になることゝ存じます、其際には篤と諸君の御意見をも承り、又政府に於きましても胸襟を披瀝致して、今日迄の狀態、唯今對策、經營を致しつゝある事、殊に米穀のみならず、或は小麥に付き、或は製粉等に關する點に付きまして、それ〲遺漏なき方法を採つて居るのであります、是等の事情は委員會の席上に於て、能く〲總ての事情を披瀝致し、又諸君の御高見を承ります、此必要な時局の際に於て、官民一致の力に依て、國民に安定を與へる途を講じたいと思ふのであります、茲に所見を一言致しまする事は當然政府の盡すべき事と存じます。

○齋藤隆夫君 農商務大臣に質問がありますから登壇を致します。

○議長(大岡育造君) 宜しうございます。

〔齋藤隆夫君登壇〕

〔拍手起る〕

○齋藤隆夫君 唯今降旗君より說明を致されましたる所の建議案其建議案の目的たる所の所謂暴利取締令なるものゝ根本に就きましては憲法上の疑義が伏在致して居ります、此事は豫算委員會に於て、其一端を質しましたけれども、要領を得る返事が無かつたのであります、又一昨日の議場に於て紫安君より質問がございましたけれども今日に至る迄之に對する所の答辯はございませぬ、幸に當面の責任者たる所の仲小路農商務大臣の御出席がありますからして此機會に於きまして此憲法上の關係に對する政府の見解を明かに致して置きたいのであります、是迄世上に現れました所の農商務大臣の說明を見まするると此省令の憲法上の根據は第九條に在ると云ふことであります、即ち同樣に規定してありまする所の「公共ノ安寧ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ增進スルガ爲ニ」發したる所の必要な命令であるに依て、決して憲法違反でないと云ふことである、一應御尤であります併ながら本員の見る所に依れば、斯る說明と云ふものは全く無用であるのみならず、此說明を以て此省令に對する憲法上の關係全部を盡し得たりと思つて居らるゝならばそれは大なる誤ではないかと思ふ何故かと云へば、凡そ省令の根本は何れも憲法第九條に在るのであります、上は勅令より下は一警察令に至る迄、我國內に於て憲法第九條に據らざる所の行政命令と云ふものは、唯の一つも無いのであります然らば特に此命令のみに限つて、其根據は憲法第九條に在るなどと左も勿體らしく說明せらるゝに至ては、本員其意のある所を知るに苦しむのであります併ながら是は全く別問題である、更に憲法第九條の行政命令は是は絕對のものではない、憲法の他の條項に依つて種々の制限を受けて居ると云ふ事は、仲小路君も御承知になつて居るべき筈である、それは何であるかと云へば第一は立法事項に依つて制限せられて居るのであります、第二は大權事項に依つて制限せられて居るのであります、それ故に行政命令は如何に活動すると雖も、此二つの區域を侵すことは出來ない、若し此二つの區域に立入つたならば、是は即ち憲法違反である、無効の命令と相成るのである、而して我が憲法第二章に於ては臣民の權利義務と題して、其中に於ては種々の權利を憲法に依て保障して居るのである、第二十七條に於ては所有權不可侵の保障がある「日本臣民ハ所有權ヲ侵サル、コトナシ、公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」其明文の趣旨は頗る明白であります、而して此所有權不可侵の明文は、吾々が物を所有して居る所の目的の如何は少しも問ふ所でない、此省令に記憶して居りまする如き、假令急激なる市價の變動を誘起する目的を以て物を所有するも、或は暴利を得る目的を以て所有するも、其所有の目的如何は、毫も憲法の關する所ではないのであります、如何なる目的を以てするも、如何なる場合に於きましても、苟も吾人の所有權をば侵すに付ては、必ずや法律を以て定めねばならぬものであると云ふ、此事に付ても仲小路君に於ても御異存はなからうと思ふ、所が此省令を見まするると、確に其中に於て所有權侵害の事柄を含んで居るのでございます、此省令の中には如何なる事を書いてあるかと云ふと、先づ米穀、鐵類其他特種の物品をば指定致しまして、此物品の買占及び賣惜を禁じて居るのであります、買占のことは姑く措きまするが、賣惜を禁ずると云ふことは、抑々如何なる事であるか、賣惜を禁ずることは即ち「賣れ」と命令するものであります、「汝か倉に貯へて居る所の米を賣るへし、汝か倉に貯へて居る所の鐵を賣るへし」、若し此命令に從はなかつたならば、刑罰を以て之に臨むと云ふのが、此農商務省令の骨子と相成つて居るのであります、若し人に向つて「汝の物品を賣るへし」と強制する權力があるならば「汝の物品をは打壞すへし、汝の物品をは燒棄つへし」と云ふ權力がなくてはならぬ、而も是等の事が微々たる行政官の獨斷を以て決行する事が出來ると云ふに至つては、凡そ天下に於て是程所有權の侵害は無いのであります、諸君も御承知の如く我國に於きましては、土地收用法なるものがあります、此土地收用法は憲法第二十七條の規定に依つて設けられたる所の嚴格なる法律であります、此法律の規定する所に依りまするると、一片の土地を收用するに當りましても、先以て之を內閣會議の議に付して、相當なる所の代價を拂はねばならぬのである、若し收用せらるゝ者が之に不服であるならば、收用審査會の裁決を求むることが出來る、尙ほそれに不服であるならば、訴願を爲すことも出來れば、行政訴訟を起すことも出來る、更に轉じて司法裁判所に訴へることも出來るのであります、一片の土地を收用するに當りましても、法律を以て之を定め、人民の損害を賠償し權利を伸張せしむる所の途は、十分に盡されて居るのであります、然るに此省令に於ては、行政官吏の自由判斷を以て、恣に他人の所有權をば侵害し、之に對する所の救濟と云ふものは少しも與へて居らぬのであります、專制治下に於ても、恐らくは斯る悖理なる所の命令は無いと思ひます、此點に於て農商務大臣は如何なる見解を抱いて居らるゝのであるか、是が私の質問せんとする第一であります、御斷り致して置きまするが、此際に於て民法第二百六條を引用されることは御門違である、民法第二百六條に於ては命令を以て所有權中の處分權をば制限することは許して居ります、所有權の制限は命令を以てすることが出來るが、所有權の侵害は如何なる場合に於ても、法律の手段に據らねばならぬと云ふことの御記憶を願つて置きます、次は營業の自由に關することであります、「或る品物は買ふこと勿れ、或る品物を賣るへし」と命令することは、契約の自由を拘束すると同時に、又營業の自由をば拘束することである、憲法第二十二條に依りますと、日本臣民の住居及移轉を認めて居る、此の中に營業の自由が含まれて居るや否やと云ふことは一つの疑問であります、憲法を起草せられた所の伊藤公爵の見解に依れば、確に此規定の中には營業の自由は含まれて居ると云ふことが明記されて居る、併し此見解に付きましては本員と雖も別に說があります、併し是は今日述ぶべき限ではない、唯だ仲小路農商務大臣は此點に付て如何なる見解を抱いて居らるゝのであるか、日本憲法に於て營業の自由は認めて居らぬと解釋せられて居るのであるか、伊藤公爵の憲法義解の說が誤つて居ると解釋せられて居るのであるか、左樣な解釋をせらるることも亦一つの見識でありますから、私は此解釋が間違つて居るか居らぬかと云ふことは申しませぬ、唯だ仲小路君――現政府は營業の自由は憲法に於いて保障せられて居るものであると認めて居るか、又保障せられて居らぬものであると認めて居るか唯だ是丈のことを承れば宜しいのである、過日豫算總會に於て此點に付て質問致しました所が、農商務大臣の御答辯は甚だ要領を得て居らぬが、其中より答辯の趣旨をば演繹致しまると云ふと、正當の利益を得るものは營業であるが

暴利を貪るものは營業ではない、それ故に之を取締るに付て何の差支があるかと云ふことである、一體正當の利益であるか暴利であるかと云ふことは、何を以て標準とするか、商賣と云ふものは或る場合に於ては十倍の利益を得ることもございませうが、或る場合に於ては百倍の損失を來すこともあるのである、利益の多少と云ふことは營業の適不適と云ふ事を定める標準にはならぬのであります、況や斯ることに付ては全く無識全く無經驗なる所の行政官吏の頭に依て、どうして斯う云ふ標準を定めることが出來るのであるか、營業の何ものたることに付ては、我が商法法典に於て明かに記載して居ります、商法に於ては正當の利益であるとか、暴利であるとか云ふことは少しも區別して居らぬ、利益を得る目的を以て物を賣買する行爲は、商行爲であると定義して居るのであります、而して此商法の定義は、此商法の規定は、行政官吏の獨斷を以て破ることが出來ないと云ふことは御承知を願つて置きたい、本員が質問致しまするることは、唯だ是丈のことであります、終に御斷り致して置きますが、本員の質問は全く憲法上の見地から出て居るものであります、行政上の事には少しも關係を致しませぬ、行政上より見た此暴利取締令なるものの効果如何、是が利害得失如何と云ふことは、本員の質問する所ではない、此事に付きましては又別に斯道に堪能なる所の人がございますからして、相當な議論があるでございませうが斯様な事に付ては本員一切說及ぼさない、又仲小路君の是迄の答辯を見ますと、動もすれば國家の爲、公益の爲と云ふことをば繰返して議員の質問をば誤魔化さんとする所の形跡がある、此質問に付きましては、國家の爲とか、公益の爲とか云ふやうな事は一切禁物であります（笑聲起る）又吾々は仲小路君の口からして、屢々國家の爲や公益の爲を聞くに及ばないのであります、純然たる法理論、純粹なる所の憲法法理の上より、簡單なる所の說明を求めたいのであります、行政上に付ては一切言及せられることをば御避けにならんことを希望致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　仲小路農商務大臣。

〔國務大臣仲小路廉君登壇〕

○國務大臣（仲小路廉君）　唯今の御質問に御答を致します、此問題に付きましては、先刻降旗君御自身からも御述べになりました如くに、今日の場合に於て直接社會に對する政治上重大なる事と存ずるのであります故に、隨て其利害關係を直接社會全體に及ぼす公益關係だと申すことは、是は根本に於て認めねばならぬのであります、併ながら努めて此際それを避けまして、極めて冷靜に、單純なる法律上より之を如何に見るかと云ふ點に付て御答を致します、此省令を發布致しましたのは、言ふ迄もなく憲法第九條を基礎に致して居ります、是は所謂行政命令として、大權の行動に依て發し得べきものは憲法第九條たること申す迄もない、而して憲法第九條の規定——或は法律執行の爲、或は社會公共の利益の爲、一般臣民の幸福を增進する爲、行政命令を發することを得、此命令の下に於て、之を勅令なる形式を以てするか、將た省令なる形式を以てするか、是は所謂其關係の輕重を見てゞあります、勅令たると省令たるとを問はず、行政命令として大權の行動に基いて命令を發し得ることが、憲法第九條に依て明瞭であります、唯だ玆に疑問となり問題となることは、齋藤君の御意見では、憲法第九條の規定中には制限がある、殊に其末段に於て命令を以て法律の規定すべき事に變更を加ふることが出來ぬとある、此制限の下に於て、此省令が法律の規定に變更を加へるものではないかと云ふのが疑であります、其御疑の一つとして、此省令の規定中に、買占又は賣惜とある買占の事は姑く措いて賣惜を指して賣惜む事はならぬと言つた場合には殆ど公用徵收に等しく、個人の所有權を侵害するものではないかと云ふの御疑である、そこが全く所見を異に致して居る、此省令の全文を御玩味になると、齋藤君に於ても明瞭に御了解を得ると私は存ずるのである、此省令の趣意は「買占若くは賣惜等の行動に依て急激に市價を激變せしめて暴利を得むとする者」と斯うある、買占若くは賣惜の行動と云ふ事は、之を俗に申すと——普通の言葉で申せば所謂思惑と云ふ事である、之に依て公衆全體に影響を及ぼすべき公定市價の激變を來す事、是が一般臣民の幸福增進に關へがあると斯う見て居る個々の個人に對して物の強制競賣を云ふのではない固より強制徵收を申すのではない、買占若くは賣惜——俗に言ふ思惑の甚しい策略を以て、それに依て公定市價に急激の變動を來して、此間に於て暴利を貪らんとする者、それがございますから、之を極めて冷靜なる法律の上より申せば、買占若くは賣惜等の此行爲に依て或取引を爲したる者——或取引を爲したる者、即ち法律上の取引行動であります、我民法に於て所謂法律行爲に屬するもの、即ち民法の法律行爲として我民法に何と規定がある、民法第九十條或は九十一條其他に、法律行爲と雖も、社會の善良なる風俗に反し、若くは一般の公益に害のあるべきもの、私は此處に條文を持ちませぬから、申した文句に多少變りがあるかも存じませぬから、それは御宥恕を願ひたい、民法の九十條若くは九十一條以下に於て、法律行爲として國家の保護すべき其行爲中、苟も公安を害するもの、社會善良なる秩序に反するもの、それ等の事に依て爲したる意思表示は無效である、其取引行爲は無效である、即ち法律として斯くなくてはならぬことゝ存じます、故に斯の如く公益——社會の善良なる風俗に背反を致して、而して玆に暴利を貪らんが爲に、公定市價を激變すると云ふ行爲は法律の認めて保護すべきもので無いとして居る、而して一面には產業警察と取締法の下に於て、一種の警察令たるべき省令を發布致しますること、即ち大權の行動に於て、決して違法にあらず又憲法の本義に毛頭牴觸を致さない、即ち本省令を發布致しましたる根據は、極めて冷靜に法律上の論題として申さば、唯今申しました趣意であります、是れ以上は全く見解を異にする、次に或は營業の自由に關する云々、是等の事柄は私は一個の意見を持つて居ります、此際斯る事柄を此所で論究を致すべき時ではないと存じます、私は是で止めます。

○齋藤隆夫君　議長。

○東武君　議長——先刻通告してあります。

○齋藤隆夫君　唯今の答辯に關聯して一言したい。

○議長（大岡育造君）　齋藤君に一言して置きますが唯今の御質問を必ずしも遮るのでないが、議事進行の爲に御注意を誰方にも願つて置きます、唯今のやうな憲法論が此所の主題ではないのであります（「然り」と呼ふ者あり）物價調節が主題でありますから、唯今關聯の故を以て許したのでありますから、餘り多くの時間を之に費したくないのであります。

○齋藤隆夫君　唯だ一言述べれば宜しい。

○議長（大岡育造君）　齋藤君。

〔「議長々々」と呼ふ者あり〕

○齋藤隆夫君　私が發言の許可を得ました、唯今議長の御注意に依れば、憲法論ではない、併し此建議案には暴利取締令廢止と云ふことが書いてあります、無論憲法論に關係があるのであります、併ながら諄々しくは申しませぬ、唯今農商務大臣の御答辯は、多く語つて何事をも言はぬ、本員の質問に對しては一も答へられることはないのである、農商務大臣は行政論と憲法論、此二つを區別する能力が無いのである、急激なる市價の變動を誘致する所の暴利取締と云ふことは、憲法論と全く關係が無いのであります、左樣な言葉を以て誤魔化さんとするは、偶以て此法令の根本に於て政府に確たる意見の無いと云ふことを自白して居るのである、是以上質問は致しませぬ。

○議長（大岡育造君）　東武君。

〔東武君登壇〕

○東武君　私は極く簡單でありますが、此調節令に付て、憲政會の諸公、殊に提出者に質問致したいのであります、此物價調節の今日の時局に對して極めて重大であると云ふ事は、是は殆ど論究する必要はない、唯だ玆に殘つて居る問題は、憲法上第八條に依るか或は第九條に依るか、此立法の詰り根據である、此點は先刻紫安君からして村松君に質問があつて、之に答辯が無かつたのであるが、吾々は此案に對しては非常に重大な問題と考へて居る、政府の第九條に依つたことが若しも不都合であるとするならば、是は憲法擁護の上に於て、どうしても吾々は斷々乎として其責任を問はなければならぬ問題である又政府の所信が相當であると致しましたならば、吾吾は此の暴利取締令に依つて、もう一層政府を督勵して其の目的を達することに努めなければならぬのであります、要するに此の立法の關係一つでありますが、他は多く論ずる必要がない、殊に憲政會の諸公は豫算總會から以來、引續いて議論を致して居ります、吾々は殆ど耳に胝の入る程此の議論を聽いたのでありますから、最早憲法論を聽く必要も無いのでありますが、唯々御尋を致したいのは、若しも是が憲政會の諸君の論ずる如く、又仄かに聞いて居るのには、此建議案は憲政會に於ては黨議として決定した、黨議として提出して居ると云ふのであるが若し果して立法上の根據が憲法違反なりとするならば、何故に諸公は之を建議案に求めたのであるか、建議案の趣意に據つたのであるか、是は議院の權限

に於て重大なる問題でありまするし、又吾々議員としての責任の上からしても、一日も忽せにすべからざる所の議論である、然らば何故に諸君は之を建議案に據つたのであるか、諸君は屢々彈劾案を出し、若くは不信任案を出して、此議場に名論卓說を吾々は常に拜聽致して居る、若しも是が憲法上重大な問題であるとするならば、何故に政府を彈劾するの擧に出でぬか、何故之を決議案として提出することが出來ないのであるか、其根據を伺ひたい、さうして此建議案の提出者は、是は詰り憲法上の議論でなくして、唯目的を達する丈の意味であるか、極く極めて狹少なる意味に於て、政府をもつと鞭撻し督勵して此目的を達すると云ふ意味であるか、降旗君の論ずる所に據りまするど、吾々は憲法を論ずるものでない、商法を論ずるものでない、唯々政府が如何にも緩慢であつて、國民の生活に安定を與へることが出來ぬからして、一日も忽にすることが出來ぬと云ふ議論であつた、紫安君の議論に據れば、是は憲法上違憲である、又唯今齋藤君の滔々として述べられた所に據ると、尙ほ同じく憲法上違反なりと論じて居る、然らばこんな生溫い建議案の手段を執ると云ふことは何事である、私共は此憲法上の議論に付きましては、諸君と感を同じくする點もあると思ひます、若しも斯の如く重大なものならば、之を明確ならしめて、我議院の權限と云ひ、憲法上の解釋を茲で一定することに付て、協心一致して之を努めなければならぬ問題である、然るに生溫い建議案などを出して、さうして曖昧模糊の裡に之を葬ると云ふことは如何なることであるか、之を第一に伺ひたい、それからもう一點は、今日の時局に於て、國民の生活を安定し、米價の騰貴を防ぎ、其の他の奸商を征伐すると云ふやうなことは、最も時宜に適して居るか知らない、知らないが、今政府のやり方が溫いとか何とか云ふことは論ずる必要がない、大隈內閣の時分に既に米價調節をやつて、諸君は大なる失策をして居るではないか、大なる失策をして何の効力なくして、遂に大なる責任支出をして、此責任支出は水泡に屬して居るでないか(拍手起る)之を諸君が今此壇上に於て囂々として農商務大臣の責任を問ふ、唯々目的を達する手段が宜くないと云ふことを問ふのは、全く是に無意味な事で、より以上諸君がやるならば、何故に暴利取締令が憲法違反であるならば緊急勅令に依つて出さないか、此省令は廢止する外ない、それ迄やらなければ是は徹底しない筈である、此點に於て諸君は甚だ生溫い曖昧の態度を執つて居ると私は信ずるのであります、又坊間傳ふる所に據りますれば、此暴利取締令なるものは、徒らに世間を騷がして、監督官廳或は大臣の責任を問ふと稱し、或は違憲なりと稱し、さうして其暴利令の爲めに此の市價の安定を二三にするのみならず、種々なる米商或は奸商と連絡を通じ、種々な行動を執つて、却て此の市價暴騰を――變動させると云ふやうな嫌があるのである、是は諸君の中にさう云ふ者はありますまいけれども、現に大阪神戶方面に至つて聞いて見ると、種々なる風說を立てゝ居る、之を廢する廢さないと云つて、さうして一種の高等政策に屬して、陰險なる手段を以つて、却て立法院を穢すと云ふやうな行動がありはしないか、此制限を是より以上に低下して、さうして曖昧なる態度に於てやると云ふことは、益々其市價を變動せしめ、國民の安定を害する所以であると思ふが故に、此一言を以て憲政會の諸君は何故に明白なる憲法違反の彈劾責任案を出さぬかと云ふことを主張して此壇を降る。

○野村嘉六君　私は提出者の一人として答辯致します

○議長(大岡育造君)　野村嘉六君。

〔野村嘉六君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○野村嘉六君　唯今東君に憲法違反ならば何が故に決議案として出さぬ、斯う云ふ質問でありました、此案は御承知の通りに、降旗元太郎、武市彰一、此外私と三人して提出したのであります、さうして此物價調節に關する建議の理由として簡單に茲に書てある「物價を調節するは刻下の急務なり曩に發布せられたる大正六年農商務省令第二十號は此目的を達するに足らざるのみならず却て經濟界の不安を招くを以て速に之を廢止し他に適切なる物價調節の方法を執るへし」と極く明瞭である、此通りに書いてある、此省令は此刻下の急務に對して、さうして物價調節方法として適當でない、それであるからして、此目的を達するに適當なる方法を講ぜよと、斯う云ふのである、憲法論を何處に書いてあります(「憲法論を言ふて居るではないか」と呼ふ者あり)或は東君は決議案にせいと云ふことに付ては、斯う云ふことを御聞きになつたか知れぬ、憲政會の中に憲法違反なりと云ふ議論がある、若しも憲法違反と云ふ議論があつたならば決議案として出すのが相當ではないかと、斯う云ふ御意見らしい、我黨に於ては百十六人の黨員があります、此中には憲法違反なりと云ふ意見の人も居るだらうし、又是は別に憲法違反でないと云ふ人も居るだらうし、是は銘々の頭に――銘々の意見に屬するのである(笑聲起り「もう一度黨議を決定すへし」と呼ふ者あり)私として提出した所の根本義は、今申す通り茲に明瞭に書いてあるのである、之に依ては所謂國家の經濟を調節する所の方法としては不適當であると、斯う書いてある、是は孰れの黨派にも同じことであらうと思ふ、色々議論あるに相違ない、甲の議論、乙の議論、銘々勝手なる議論をして居る、其議論を捉まへて、さうして何故に爲さなかつたと云ふことは、東君に不似合のことゝ思ひます、是は銘々には銘々の議論がある、尙ほ一言致して置きますが、我憲政會に於ては、決して憲法違反と云ふ黨議はありませぬ是は念の爲に能く申して置きます、我憲政會の黨議としては、唯今爰に申上げた通り、此簡單に理由を說明した其の理由の說明か黨の黨議でありますからして、其通りに御承知を願ひます。

〔拍手する者あり〕

○岩崎勳君　兩案を一括し、議長指名を以て特に十八名の委員に付託せられむことを希望致します、

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　異議なしと認めます、仍て此の兩案は議長指名の十八名の委員に付託することに決しました。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　次は日程第十一、東方調査局設置に關する建議案を議題と致します、伊東知也君

第十一　東方調査局設置に關する建議案(伊東知也提出)　(委員長報告)

〔伊東知也君登壇〕

〔「簡單々々」「贊成」と呼ふ者あり〕

○伊東知也君　委員長の戶水寛人君が缺席でありまするから、理事の私より委員會の有樣を御報告致します本委員會は三回開會致しまして、外務省の政府委員を招いて色々質問應答致しましたが外務省の方では色々事業もありますし、金も足らないし、又各省にそれ〴〵調査機關を昨年以來設けてやるから、餘り必要を認めないと云ふあつけない話で御ざいましたが併ながら委員諸君は、今迄の外務省其他の調査機關に照して、是は是非とも必要であると云ふことで、滿場一致を以て可決致しました、どうぞ諸君も其御積りで、滿場一致を以て可決あらんことを希望致します。

〔拍手する者あり〕

○岩崎勳君　本案は委員長代理伊東知也君の報告の通り可決せられんことを希望致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　唯今の報告に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　異議なしと認めます、仍て本建議案は可決致しました、本日は是にて散會。

午後四時三十七分散會

○大正七年二月二十三日(土曜日)

午後一時十七分開議

議事日程　第十四號

第一　人權保護に關する法律案(高木益太郎君提出)　第一讀會

第二　刑事訴訟法中改正法律案(高木益太郎君提出)　第一讀會

第三　重要物産同業組合法中改正法律案(土井權大君外一名提出)　第一讀會

第四　鑛業法中改正法律案(藏內次郎作君提出)　第一讀會

第五　日本勸業銀行法中改正法律案(恒松隆慶君外十名提出)　第一讀會

第六　農工銀行法中改正法律案(恒松隆慶君外十名提出)　第一讀會

第七　輕便鐵道法中改正法律案(恒松隆慶君外十名提出)　第一讀會

第八　軌道條例中改正法律案(恒松隆慶君外十名提出)　第一讀會

第九　農會法中改正法律案(山內範造君外九名提出)　第一讀會

第十　特許法中改正法律案（田中隆三君外一名提出）　第一讀會
第十一　商標法中改正法律案（田中隆三君外一名提出）　第一讀會
第十二　意匠法中改正法律案（田中隆三君外一名提出）　第一讀會
第十三　實用新案法中改正法律案（田中隆三君外一名提出）　第一讀會
第十四　醫師法中改正法律案（八木逸郎君外十四名提出）　第一讀會の續（委員長報告）
第十五　纖維原料政策及織物廣幅奬勵に關する建議案（武藤金吉君外一名提出）
第十六　陰陽連絡廣江鐵道速成に關する建議案（相松隆慶君提出）
第十七　優良職工表彰に關する建議案（成田榮信君提出）（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一議員より提出せられたる議案左の如し
紀勢鐵道建設に關する建議案
提出者　岡崎邦輔君　中村啓次郎君
兒玉亮太郎君　天春文衞君
隅田豊吉君　尾崎行雄君
川崎克君　井島茂作君
小林嘉平治君　濱田國松君
堀川美哉君　大堀孝君
前川虎造君　越山太刀三郎君
佃安之丞君
阿讃鐵道建設に關する建議案
提出者　三土忠造君　林毅陸君
板東勘五郎君
一議員より提出せられたる質問主意書左の如し
河川の制度に關する質問主意書
提出者　佐々木正藏君
〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に掲載す〕
一去二十一日議長に於て選定したる委員左の如し
罹災救助基金法中改正法律案
熊谷五右衞門君　志々目藤彦君
工藤吉次君　前田米藏君
片木政治郎君　井戸文四郎君
佐々木正義君　横井藤四郎君
野口孝治君
衆議院議員選擧法中改正法律案
江藤哲藏君　戸狩權之助君
松田源治君　上埜安太郎君
佐々木文一君　秦豊助君
島田俊雄君　小川平吉君
粕谷義三君　阿部徳三郎君
三輪市太郎君　東武君
津田毅一君　平田健太郎君
加藤政之助君　藤澤幾之輔君
安達謙藏君　高木正年君
齋藤隆夫君　鈴木富士彌君
小池仁郎君　横山金太郎君
津末良介君　近藤慶一君
小川郷太郎君　植原悦二郎君
堀川美哉君
鐵道敷設に關する建議案
根本正君　石射文五郎君
鈴木錠藏君　高岡唯一郎君
石川玄三君　川村惇君
久須美東馬君　河野正義君
近藤達兒君
野岩羽鐵道建設に關する建議案
戸狩權之助君　堀切善兵衞君
高橋辰二君　八田宗吉君
石川玄三君　平島松尾君
高田耘平君　古川清君
伊東知也君
壹岐對馬本土間交通運輸の設備に關する建議案
小川藏次郎君　毛里保太郎君
井坂光暉君　牧山耕藏君
河波荒次郎君　西英太郎君
川村精之君　秋田寅之介君
大内暢三君
物價調節に關する建議案外一件
田中隆三君　鵜澤總明君
齋藤珪次君　松田源治君
小泉策太郎君　堀切善兵衞君
廣岡宇一郎君　河上哲太君
尾崎敬義君　降旗元太郎君
武市彰一君　小山松壽君
早速整爾君　川崎克君
鵜澤宇八君　石原正太郎君
藤井善助君　村松恒一郎君
一去二十一日辭任したる常任委員左の如し
第三部選出豫算委員　小山東助君
第五部選出決算委員　有森新吉君
一昨二十二日常任委員補闕選擧の結果左の如し
第五部選出
決算委員湯淺凡平君（有森新吉君補闕）
一昨二十二日物價調節に關する建議案委員小山松壽君辭任に付其補闕として森田茂君を、郡制中改正法律案委員高橋光威君辭任に付其補闕として丸山豊治郎君を孰れも議長に於て選定せり
一昨二十二日委員長及理事互選の結果左の如し
罹災救助基金法中改正法律案委員會
委員長　熊谷五右衞門君
理事　横井藤四郎君
衆議院議員選擧法中改正法律案委員會
委員長　江藤哲藏君
理事　島田俊雄君　齋藤隆夫君　植原悦二郎君
鐵道建設に關する建議案委員會
委員長　根本正君
理事　河野正義君
壹岐對馬本土間交通運輸の設備に關する建議案委員會
委員長　小川藏次郎君
理事　秋田寅之介君
野岩羽鐵道建設に關する建議案委員會
委員長　戸狩權之助君
理事　古川清君
物價調節に關する建議案外一件委員會
委員長　田中隆三君
理事　堀切善兵衞君　降旗元太郎君　村松恒一郎君

○議長（大岡育造君）　會議を開きます――御諸り申すことがあります、第一部選出決算委員小川藏次郎君、第二部選出決算委員三輪市太郎君、第三部選出決算委員生田和平君、第八部選出決算委員原田十衞君、右何れも常任委員辭任の申出があります、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て許可致します、各其部に於て速に補缺選擧を行ひ、御屆出あらむことを望みます――議院法中改正法律案委員會、有價證券割賦販賣業法案委員會、私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案委員會、右本會議中開會致度旨申出がありました、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、仍て之を許可致します――議事進行に付て高松正道君より發言を求められました、之を許可致します。

○高松正道君　議長。

○議長（大岡育造君）　唯今呼んであります。

〔高松正道君登壇〕

○高松正道君　諸君、一昨日の本議場に於きまして物價調節に關する建議案に付て、村松君の説明があつたに對しまして、紫安君より御質問があつたのでありますす、併ながら其質問は法律上に關する所の紫安君の意見でありまするが故に、村松君に之に對しまして、御意見は委員會に於て伺ひますと云ふ答辯を致したのであります、紫安君は直ちに議長の許可を得まして、起立されまして、此速記録にあります如く「それは意見ではありませぬ貴方の仰しやつた事に付て法律上の基礎を問うたのである明白に御答なさい」さう言つた時に誰方か「誤解」だと云ふ發言をされた人がありまして、それは速記録に載つて居ります、所が紫安君は「答辯は出來まい」と云ふ言葉を出したのであります、其時に誰方か「速記録を御讀みなさい」と云ふ發言をされたのでありまず、それから紫安君は「法律を知らぬ者が法律を言ふ」と云ふ發言をされたのであります、苟も議員が此演壇に立つて相當なる説明を致すに付きましては夫々自信あり、又相當なる人格學識を具へて居ることは當然である、然るに之に對して「答辯が出來まい」と云ふのが、既に侮辱の言葉であるに拘らず、尚ほ一歩進んで立法部に參與する所の議員を捉まへまして「法律を知らない者が法律を云ふから」と云ふ如き侮辱の言を發したと云ふことは、是は議院法の第九十二條に該當するものと吾々は信ずる者であります、併ながら私は紫安君に對し敬意を表しまして、玆に議長に對しまして、此紫安君の不法の言を

演壇に於て謹んで取消すやうに、議長より命令されむことを私は要求する者であります（拍手起る）

○野村嘉六君　議長。

○議長（大岡育造君）　野村君何ですか。

○野村嘉六君　唯今紫安君は居りませぬから、出席した後に紫安君の議論を聽いて、其上にして戴きたいと思ひます。

○議長（大岡育造君）　今のは議長に命令をせよと云ふ御希望ですか――さう云ふ譯ですか。

○高松正道君　議長に命令をして戴きたいと云ふことを要求致します。

○議長（大岡育造君）　私に要求でありますか――それは議院の決議ならばさう致します。

○高松正道君　然れば私は之を緊急動議として――議長より命令されむことの緊急動議を提出致します

○議長（大岡育造君）　まだ紫安君の出席がないのでありますが、此所で御求めになるのでありますか。

○高松正道君　本日は紫安君は出席されないのですか、控席にも居らぬのでありますか、御調を願ひまして……

○議長　大岡育造君）　それはまだ分りませぬ。

○高松正道君　然れば議長に於て、私の要求を御容れ下さるならば宜しうございますが、それが出來ないと云ふことでございますれば、私の方で更に動議を提出することに致しますが、議長の御意見を伺ひます。

○議長（大岡育造君）　直ちに議員の御發言に從つて議長が命令すると云ふ譯には往きませぬ。

〔「紫安君が見えました」と呼ふ者あり〕

○高松正道君　然らば私は紫安君に對して、先程私が演壇に於て述べました通り、紫安君の發言は議員を侮辱する不穩の言葉でありますから、紫安君は謹んで取消をすべしと云ふことの緊急動議を提出します（拍手起る）

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　高松君の動議は贊成があつて成立致しました――然らば日程を變更するにあらざれば、此事を審議する譯に往かぬのであります。

〔「日程變更の動議を提出します」と呼ふ者あり〕

○横田千之助君　此處から一寸提案者に伺ひたいことがある、提案者の先刻の御話で見ると云ふと、其趣意を議長から御傳へを願つて、取消の勸告を求めると云ふやうに、私共は聽いて居つたのでありますが、今少し釋明を願ひたい、さう云ふ例は屢々あるのであります、議員から議長に要求をして、議長を經て不穩當の言葉の取消を、御本人に御傳へを願ひたいと云ふことは、今迄あつたやうに思ひます。

○議長（大岡育造君）　高松君は明瞭に答へて居ります、議長より命令をせよと云ふことでありますから命令があるかと云ふことを尋ねて、命令では甚だ困るがと云ふことを申した末が此に至つたのであります、照會をして呉れと云ふならば喜んで致します、其例は幾らもあります。

○關岡守一郎君　其先例に依て、議長より更に提案者に、斯の如き趣意に爲すべしと云ふ御注意を願ひたい。

○高松正道君　唯今の緊急動議を取消しまして、議長より御勸告を願ひたいと思ひます。

○議長（大岡育造君）　承知致しました。

○三木武吉君　議長。

○議長（大岡育造君）　三木君何ですか。

○三木武吉君　既に緊急動議は成規の贊成を得て成立つて居るのであります、それにも拘らず高松君はあとの御發議があつて、其目的は達せられるのでありませうか。

○議長（大岡育造君）　動議は提出者が取消した場合は、許されて居るのであります――紫安君に照會を致しますが、高松君から前會の本會議に於ける君と村松君との間に於て、「法律を知らぬ者が法律を言ふ」と云ふ言葉を、君が發せられたと云ふ事は甚だ不穩當である、議場に立つて之を取消す事を求めるから、其事を照會して呉れいと云ふことであります

○紫安新九郎君　議長。

○議長（大岡育造君）　紫安君。

〔「登壇々々」と呼ふ者あり〕

〔紫安新九郎君登壇〕

○紫安新九郎君　御答致します、私の答辯は相當であると信ずるのであります、何故に相當であるかと言へば（此時發言する者あり）

○議長（大岡育造君）　靜肅に。

○紫安新九郎君　村松君は斯樣な御意見を御述べになつたのでございます、惡意を以て商行爲を爲す者に對しては、之に對して命令を以て制裁を加へても差支ないと云ふことを御論辯に成つたのである――斯樣な意味の御論辯があつたのであります、其御論辯になつたる法律上の根據は、何れに在るかと云ふことを御訊したのである、然るに之に對して村松君は、それは意見である、意見であるからして委員會に於て伺ふと言ふて、本員が再び之を質問したにも拘らず、御答辯が無かつたのである、私は斷じて此言を以て意見と信じないのである、何となれば村松君の所説に對して本員が質問して居るにも拘らず、之を意見なりとして御答辯の無い所を見れば、是は法律を御承知ないものであるから御答辯が無いものと信じたから、本員が此言を爲したのであります。

〔拍手起る〕

○望月長夫君　唯今高松君の御發言に對して、紫安君は正當なりとして全く御取消はない、併ながら紫安君の議場で述べられた言葉は、明かに立法府の議員に對して法律を知らぬ者があると云ふことを言はれた、法律を知らないで立法府で發言すると言はれたやうなものである、此言葉は議員に對する侮辱でありますから、懲罰に付すべきものと考へます、仍て日程を變更されて、紫安君を懲罰に付せられむことの動議を提出致します（「贊成」と呼ひ拍手起る）

○議長（大岡育造君）　唯今の望月君の動議、即ち懲罰委員に付すべしと云ふ動議に對して、二十人以上の贊成はあるものと認めます（「大にあり」と呼ふ者あり）仍て此動議は成立ちました、本件は……

○横田千之助君　議長。

○議長（大岡育造君）　横田千之助君。

○横田千之助君　望月君の動議に贊成致します。

〔「ひや／＼」と呼ひ拍手する者あり〕

議員紫安新九郎君懲罰事犯の件

○議長（大岡育造君）　此動議は討論を用ひない規則でありますから、直ちに可否を諮ひます――望月君の動議、即ち紫安新九郎君を懲罰に付すべしと云ふことに同意の諸君の起立を求めます。

起立者　多數

〔「横暴々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　多數であります、仍て紫安君を懲罰委員に付することに定りました。

〔拍手起る〕

○武藤金吉君　議長、是より有價證券割賦販賣業法案の委員會を開きます。

○議長（大岡育造君）　宜しうございます――日程第一第二の議案は關聯せる議案にあらずと雖も、同一人の提出に係りまするに依て、一括して議題と致します、御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議はないと認めます、仍て二案を一括して議題と致します――高木益太郎君

第一　人權保護に關する法律案（高木益太郎君提出）　第一讀會

人權保護ニ關スル法律案

第一條　檢事、警察官、憲兵、稅務官、林務官其ノ他犯罪搜査ノ職權ヲ有スル公務員事件ニ付嫌疑者又ハ關係人ノ取調ヲ爲ストキハ市町村ノ公民權ヲ有スル鄰佑ノ立會アルコトヲ要ス但シ取調ヲ受クル者ノ請求ニ依リ辯護士ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ルコト能ハサルトキハ市町村區吏員ノ立會アルコトヲ要ス

第二條　搜査、訊問ノ職權ヲ有スル公務員ハ事件ニ付嫌疑者又ハ關係人ニ對シ取調ヲ爲スニ當リ恐喝又ハ詐言ヲ用ウルコトヲ得ス

第三條　搜査ノ職權ヲ有スル公務員又ハ立會人ハ相當ノ理由ナクシテ搜査ノ內容ヲ漏泄スルコトヲ得ス

第四條　搜査上作成シタル文書ハ斷罪ノ證據ト爲スコトヲ得ス

第五條　搜査ノ職權ヲ有スル公務員ニ對シ本法並刑法第二編第二十章、第二十一章、第二十五章ノ犯罪ニ關シ告訴告發アルトキハ犯罪地ノ地方裁判所ニ於テ起訴スヘキヤ否ヲ決定スルコトヲ得

此ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

裁判所ハ職權ヲ以テ探知ヲ爲スコトヲ得

第一項ニ依リ起訴ノ決定アリタルトキハ豫審判事ハ當然公訴ヲ受理シタルモノトス

起訴ノ決定ヲ爲シタル判事ハ其ノ事件ノ豫審及公判ニ干與スルコトヲ得ス

第六條　第二條ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮若ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條　第三條ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮若ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二　刑事訴訟法中改正法律案（高木益太

郎君提出）　第一讀會

刑事訴訟法中改正法律案

刑事訴訟法中左ノ通改正ス

第四十八條ノ二　第二十條第二十一條第九十二條第九十五條乃至第九十七條及ヒ第百三十一條ノ規定ハ檢事、警察官、憲兵、稅務官、林務官其ノ他ノ公務員犯罪搜査ニ關スル書類作成ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十三條　被告人ノ身分ニ依リ起訴手續ヲ區別スルコトヲ得ス

第七十五條ノ二　勾留狀ヲ執行シタル時ヨリ一月ヲ經過シタルトキハ豫審判事ハ被告人ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ其勾留ヲ繼續シ又ハ被告人ヲ放免シ若クハ保釋ヲ許ス旨ノ決定ヲ爲スコトヲ要ス

豫審終結ニ至ルマテハ順次一月毎ニ前項ノ決定ヲ爲スコトヲ要ス

第七十五條ノ三　公訴ノ提起アリタル時ヨリ重罪事件ニ付テハ三月其他ノ事件ニ付テハ二月ヲ經過スルモ仍ホ豫審ノ終結ニ至ラサルトキハ被告人ハ豫審判事ノ屬スル地方裁判所ニ對シ速ニ豫審終結命令發布ノ請求ヲ爲スコトヲ得

地方裁判所ハ豫審判事ノ意見ヲ求メタル上決定ヲ以テ一定ノ期間內ニ豫審ヲ終結ス可キコトヲ命スヘシ

前項ノ期間ハ豫審判事ノ申立ニ依リ之ヲ延長スルコトヲ得

第九十二條ノ二　被告人其他ノ豫審調書ニハ供述人ヲシテ其各葉ニ契印セシメ且插入削除及ヒ欄外ノ記入アルトキハ之ニ認印セシムルコトヲ要ス

第九十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

豫審判事ハ被告人ヲ訊問スルニ先チ公訴事實ヲ告知スルコトヲ要ス

第百九十四條第二項ヲ左ノ如ク改ム

陪席判事、檢事及辯護士ハ裁判長ニ告ケ證人及ヒ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

第百九十八條ニ左ノ一項ヲ加フ

被告人ノ利益ノ爲メ重要ノ證據方法ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ其取調ヲ爲スコトヲ要ス

第二百三條　刑ノ言渡ヲ爲スニハ左ノ事項ヲ明示シ且法律ヲ適用シ其理由ヲ付スルコトヲ要ス但控訴裁判所ハ原判決理由ノ一部又ハ全部ヲ援用スルコトヲ得

第一　公訴事實及ヒ爭點ノ摘示

第二　裁判所ノ認定シタル犯罪構成要件、犯罪ノ日時、場所及ヒ之ヲ認メタル證據

第三　攻擊防禦ニ關スル重要ナル證據方法採否ノ理由

第二百十九條中「必要ナル」ヲ「內容ヲ證據トスル」ニ改ム

第二百六十九條ニ左ノ二號ヲ加フ

第十一　重要ナル爭點ニ關スル證據調ノ申請ヲ却下シタルトキ

第十二　不當ニ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ爲ササルトキ

第二百七十九條ニ左ノ一項ヲ加フ

第二百四十五條第二百四十七條及ヒ第二百四十八條ノ規定ハ上告趣意書提出ノ場合ニ之ヲ準用ス

〔高木益太郎君登壇〕

○高木益太郎君　人權保護に關する法律案、並に刑事訴訟法中改正法律案を一括して提案の理由を申上げます、人身の安固は憲政の目的、人權の尊重は立憲の本義であります、而して帝國憲法第二十三條に「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ」第二十四條に「日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ」とある、斯る憲法上の保障あるに拘はらず、其實際の有樣を窺ふと、多くの非現行犯事件に付ては、警察官、憲兵、檢事の如きは、公判判事、豫審判事の令狀あるに非ずんば、人民に對して拘引拘留を爲すことを得ず、又訊問を爲すの職權が無いにも拘はらず、日々夜々令狀も無く法律にも依らずして、人民に向つて訊問を試み、若くは名を本人の承諾に藉りて、之を拘引する事實は澤山あるのであります、殊に近來犯罪搜査の職權を有する役人が其職權濫用の事實は益々甚だしく、取調上拷問、凌虐恐喝、詐言を用ひ人權蹂躙の非難は頗る多いのであります、是れ即ち茲に人權保護に關する法律案を提出致しまして檢事、警察官、憲兵、稅務官、林務官其の他犯罪搜査の職權を有する公務員、事件に付嫌疑者又は關係人の取調を爲すときは、市町村の公民權を有する隣佑の立會あることを要す、但し取調を受くる者の請求に依り辯護士を以て之に代ふることを得、前項の規定に依ることを要すと、斯う云ふ規定を設けまして、人民の自由を保障致したいと思ふのであります、德川時代に於きましては、犯罪搜査の手續と致してどう云ふことをやつて居つたかと申しますと、役人が先づ自身番に臨んで嫌疑者を取調べる場合に於ては、名主又は大屋、五人組等の立會を求めるのであります、搜査官吏が直ちに人民の私宅に臨んで訊問を試み、若くは勝手に家宅搜索を爲すなどゝ云ふやうな事は、幕府時代に於きましても未だ無い所でありました、是に由て德川三百年の太平を維持することが出來たのであります、幕府時代と雖も大に人權を尊重したものである、然るに今日は刑事訴訟法の規定を見ますると、上級の豫審判事でも裁判所書記の立會の無い場合は二名以上の立會人を要する、若し此二名以上の立會人が無いときは、法律上の効果が無いと云ふことを規定してある、又間接國稅滯納者處分法に於ても、取調をするには隣佑の立會を要することの規定がある、又家宅搜索、物件差押の場合に於ても、隣佑が市町村役場吏員の立會が無ければ、取調又は差押を爲すことが出來ないと云ふ規定になつて居ります、然るに豫審判事よりも地位の劣る所の警察官、憲兵又は檢事の如き者が犯罪搜査の場合に於て何等の立會人も無く、即ち第三者の干與なくして、勝手次第に取調を爲すのであります、其爲めに此間色々の弊害が生ずるのでありますから、我國の古代法を參酌致しまして、又現行法の刑事訴訟法、間接國稅犯則者處分法等の、法の權衡の上から申しましても、隣佑の立會を爲さしむると云ふことは當然の要求であらうと考へます、殊に隣佑の立會は取調を受くる者の社會上の地位が、どう云ふものであるか、其人間の資產、其人間の品行がどう云ふものであるか、唯だ惡るい所の一隅丈を見て、他の三隅を顧みぬと云ふことが無くして、大に事件の眞相をば明確ならしむる所の便利があります、隨つて搜査機關の信用を保持する所の利益があるのであります、詰り搜査と云ふものは、今迄警察官一人でやつて居つたのでありますが、是からは搜査の中に人民を干與せしむる、詰り立憲的の搜査をやる、國民の力を借りて搜査をやると云ふ方針に向ひたいと思ふのであります、況や今日の狀態は、警察官檢事などに對する群衆の心理狀態と云ふものは、之を國民の生命財產の保護者として迎へずして唯に恐るべき機關であると云ふので、之を遠ざけて之に信頼をすると云ふ風が無いと云ふことは、甚だ慨嘆すべき事であります、又隣佑の立會を求むることになりますると、我國は自治團體の組織と云ふものは、永く發達して居つて、維新迄は吉凶禍福共に之を擔ふと云ふ風になつて居るのでありますから、隨て隣家に何か裁判事件が起つたと云ふ不幸な事がある場合に、其取調に立會ふと云ふことは、隣佑の義務を盡すのであります、最も多い例へば賭博事件の如きになりますると、平素其關係人の事情を知つて居りますから自然大屋とか或は町村長であるとか云ふやうな人が、警察官の手に依らずして豫防する利益があります、其外遣ひ込みをしたとか、財產に關する犯罪又は毆打、名譽に關する犯罪に付きましては、隣佑の奔走に依りまして、被害者に對して賠償をするとか、謝罪をするとか云ふやうな內濟が行はれ、告訴の取下をなすと云ふことが出來て、大に裁判事件の數を減少することが出來やうと考へます今日我國の弊風は何であるかと申しますると、一番此刑事政策の上に於て事件を少なくすることが急務中の急務である、其事件を少なくするには、どんな狀態であるかと申しますると、近年迄一箇年に在監人が七萬五千人に及んで居る、七萬五千人と云へば五個師團、若くは六個師團丈けの犯罪人が居るのであります、是が常びつたりにあるのであります、日本の監獄は御承知の通り、四萬五千人より收容力を有して居らぬ、四萬五千人より收容力を有して居らない所に以て行つて、七萬五千人の在監人を容れるのでありますから、監獄が滿員になつて居る、之に就ては吾々の親愛する、尊敬する友人である花井君が、此壇上に於て日本は犯罪人の一等國であると云ふことを痛論した、私は日本の犯罪人の一等國でない、犯罪製造の一等國であると論じた、御承知の通り前議會に於ては當局の反省を求めたる爲に、監獄費を大に削減をして、犯罪檢擧に向つては、當局は餘程注意をしなければならぬと云ふことで、當局の反省を求め、其外屢々全會一致を以て當局に向つて警告的の決議をしたことは、諸君の御記憶に存する所であります、幸にも一年中七萬五千人の監獄滿員の事實が、段々減じて六萬となり、五萬となり、又

六萬に戻らうとして居るやうな狀態である、そこでありります、今若し犯罪の檢擧をしやうと思ふ方針であれば、どの位でも事件は擧るものである、秋の木の葉を集める如きものである、昨年の選擧丈で二萬五千人の檢擧をして居ると云ふ有樣で、脅迫を無暗にする事になると、どの位犯罪人が出來るか知らぬ是は國家の利害國家の面目の上から云ふても、何れの國に日本程犯罪人檢擧の多い國があるか、斯う云ふことを考へて見ると、餘程諸君の御考慮を煩したい事であると信ずるのであります、それ故に色々の點からして無暗に檢擧が出來ないやう、又檢擧をしても、事の唯だ一隅許りを見て、他の三隅を顧みないと云ふことなく、圓滿に總て事柄を調べるやうにする、斯う云ふ事が最も必要であるのでありますから、茲に檢事、警察官、憲兵、稅務官、林務官、其他犯罪搜査の職權を有する者が、嫌疑者なりとして取調べるときは、其隣佑の立會を求める、隣佑に差支がある場合は、辯護士を以て之に代ふることが出來る、又辯護士でいかぬ場合は、町村役場の吏員をして之に立會はして、出來る丈犯罪人の檢擧を少くする、斯う云ふ政策を採ると云ふことが、今日に於て最も必要な事である、現に德川大御所時代には、三日江戸の牢屋を空明きにした程で、是は多少人爲的の政策が加つて居るのでありますが、全く羨しい事實であります、假令そんな事が出來なくても、少くとも英米位の程度に止めなければならぬ、日本の如く犯罪人の多い數字を示して居ると云ふことは、甚だ慨嘆すべき事柄であります、是に付ては色々な政策もありますけれども、斯う云ふ手段を以て、犯罪人の數を少なくすることが必要であらうと考へます、又第二段には「搜索訊問ノ職權ヲ有スル公務員ハ事件ニ付嫌疑者又ハ關係人ニ對シ取調ヲ爲スニ當リ恐喝又ハ詐言ヲ用ウルコトヲ得ス」詰り役人の頭を根本的に改良して、役人が關係人に對して恐喝をやつたり、詐言を用うることは無いことにして貰ふ、官尊民卑の弊風に依て、妄に脅迫を加へると云ふことは無いことにして貰ふ、若しそれでも尚ほやると云ふことであれば「二年以下ノ懲役又ハ禁錮若ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス」斯う云ふことで、役人に人權を尊重する考を起して貰ひたいと云ふことが第二段の提案の趣意であります、それから斯う云ふ者があつた場合に、檢事のみが起訴權を持つと云ふことになると、檢事は自分の同僚若くは自分の手足である警察官の不法行爲を檢擧しないと云ふ虞があるからして、此場合に於ては、犯罪地の地方裁判所に於て起訴すべきや否やを決定して此決定は即ち公訴提起の効力を持つと云ふことに致しまして「第一項ニ依リ起訴ノ決定アリタルトキハ豫審判事ハ當然公訴ヲ受理シタルモノトス」と云ふ趣旨の提案を致した次第であります、夫から刑事訴訟法の改正案に付きましては「被告人ノ身分ニ依リ起訴手續ヲ區別スルコトヲ得ス」被告人が勅任官、有爵者、從四位勳三等功三級以上の者にして、禁錮以上の刑に當るべき罰罪を犯したるときは、奏聞したる後起訴す、其現行犯罪に係る者は起訴したる後奏聞すべしと云ふことは、明治三十五年九月一日の內閣總理大臣の通達に依て、今日行はれて居るのであります、夫故に上官である人は、犯罪があつても往々起訴を免るゝと云ふ弊風がある、所謂吞舟の魚が洩れて、細鱗のみ引掛かるやうなことになりまして、司法は公平でなければならぬ次第であるのに、人民の階級如何に依て處分を異にする、即ち大官の人は犯罪勝手次第と云ふことになつた日には、司法權の獨立は全く無いことでありますから、被告人の地位に依り、階級に依て起訴手續を區別することを得ずと云ふことを法律を以て命ずる、斯う云ふ事が必要であらう、若しさうでないと云ふと往々誤解をする者は、社會主義的不平の考を起すと云ふ弊風がある次第でありますから、即ち被告人の身分に依て起訴の手續を區別しないと云ふ立法を爲す必要があると考へます、其外未決拘留の制限、又偏頗不公平なる裁判を除くことの規定、並に辯護士の訊問權、それから利益證據提出の權利、刑の執行猶豫の裁判權の擴張、斯う云ふやうな案を爰に提案を致したのでありまして、其中の大部分は既に特別議會の際に、衆議院に於て滿場一致を以て可決になつた次第で、貴族院の審査中に閉會になつたのでありまして、甚だ遺憾の次第でありますから、爰に再び此案を提出して、諸君の御審査を煩はす次第であります、十分御修正を賜りまして、此案提出の趣意が徹底致しまするやう、御評議あらむことを懇願する次第であります。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　兩案を一括し、赤尾彥作君提出の刑法中改正法律案と、同一の委員に合せて付託せられむことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はないと認めます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　仍て岩崎君動議の如く此の兩案を刑法中改正法律案委員會に付託致します。

○岩崎勳君　議事日程變更の緊急動議を提出致します（「贊成」と呼ふ者あり）即ち爰に裁判所の設立に關する法律案、及大正二年法律第九號中改正法律案の兩案を一括して第一讀會の續きを開き、委員長の報告を求め、且つ其審議を續行せられむことを希望致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の緊急動議に御異議はないと認めます、仍て兩案を一括して委員長報告を求めます――小山溫君。

裁判所設立に關する法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

大正二年法律第九號中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

○高木益太郎君　唯今より徵兵令の委員會を開きますから委員の諸君の御出席を願ひます

〔法學博士小山溫君登壇〕

○法學博士小山溫君　裁判所設立に關する法律案外一件の委員會の經過並に結果の御報告を致します、此委員會に於ては政府より提出になりました十八の區裁判所の設立に就ては、初めから餘り異議はなかつたんであります、唯だ論議に上りましたのは、先年廢止せられた區裁判所が百二十八程ある、それから昨年復活されたのが四十幾つ、本年が十八と云ふことでございますが、前回四十何箇所の復活の時分にも、當院より跡を次に復活するやうにと云ふ希望の決議さへあるものを、まだ十八では後の六十四箇所、其中名前のみあつて開いて居りませぬかつた場所が三十何箇所ございますから、三十何箇所と云ふものが殘つて居る、何故それを提出にならないのか願くはそれをも倂せて提出になりたいと云ふ希望がございまして、其爲に或は速記を止めて懇談會も開きますし、或は正式でなしに內交涉を開きますし、色々折衝の結果、どうも追加豫算を提出して今期議會に出すと云ふ運びに至りませぬで、司法大臣及大藏大臣より尙ほ復舊若くは新設の區裁判所二十五六箇所より三十迄位必要であるが、其必要なる部分は明年度より豫算編成の時に、詮議をして設立をすることにすると云ふ言明を得まして、其言明に依て今回提出の十八の區裁判所設立案は、全部可決することに決定を致しました（拍手起る）隨て大正二年法律第九號中改正法律案、即ち其設立したる區裁判所の管轄區域に關する法律でございます、それも全部可決する事に致しました、此段御報告致します。

〔拍手する者あり〕

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否やを御諮り致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　二讀會を開くに御異議はないと認めます。

○岩崎勳君　直ちに兩案の二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告の通り可決確定せられむことを希望致します。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はないと認めます、即ち直ちに兩案の二讀會を開き議案の全部を議題と致します。

裁判所設立に關する法律案　第二讀會（確定議）

大正二年法律第九號中改正法律案　第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　別に御異議もないやうでありますから、三讀會を省略して兩案とも可決確定したることを宣告致します。

〔拍手する者あり〕

○議長（大岡育造君）　日程第三、重要物產同業組合法中改正法律案の第一讀會を開きます――土井權大君。

第三　重要物產同業組合法中改正法律案　土井權大君（外一名提出）　第一讀會

重要物產同業組合法中改正法律案

重要物產同業組合法中左ノ通改正ス

第八條第三項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ必要アルトキハ組長及副組長ニ限リ組合員ニ非サル者ヨリ之ヲ選擧スルコトヲ得

第九條第一項ヲ左ノ如ク改ム

組長ハ其ノ同業組合又ハ同業組合聯合會ヲ統轄

シ其ノ事務ヲ擔任シ並之ヲ代表ス

第十條第二項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

過怠金ヲ滯納スル場合ニ於テ組長ノ請求アルトキハ市町村ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テハ組合ハ其ノ徴收金額ノ百分四ヲ市町村ニ交付スヘシ

前項ノ徴收金ハ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノノ徴收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徴還付時效ニ關シテハ國稅ノ例ニ依ル

第二十條ニ左ノ一項ヲ加フ

同業組合又ハ同業組合聯合會ニ於テ組合員ノ營業品ヲ檢査シ貼布シタル證票若ハ檢査證ヲ破毀シ他ノ證票ヲ貼用シ之ヲ販賣シタル者亦前項ノ例ニ同シ

〔土井權大君登壇〕

○土井權大君　簡單に提出の理由を説明致しますでございます、諸君、御存じの通り重要物産同業組合法制定以來、產業の發達に効果のあつたことは皆さんの御存じの通りでございますが、併し其條文中に現行の條文中、實際に運用する上に於きまして、聊か不備の點を發見した次第でございます、是に於て改正の必要ありと認めまして、本案を提出した次第でございます、所がどの點が不備であるかと申しますれば、第一が其組合役員資格の件でございますが組長副組長其他評議員でも「組合員ニアラサル者ヨリ選出スルコトヲ得」と斯う云ふことになつて居る所が往々組合組織に何等の利害關係の無い者が役員となりまして、組合の發達を障害すると云ふことが往々あるのでございます、是に於て組長及副組長は已むを得ませぬが、其外の役員即ち評議員は必ず組合員中より選ぶと斯う云ふ按排に改正がしたいのであります、それから第二は組合代表の件でありますが此同業組合には代表の――誰が代表するかと云ふ事が規定してないのでございます、之が商業會議所の規則を見ましても、亦民法の法人を見ましても、商法の會社法を見ましても、皆代理の規定がありますが、獨り此同業組合の法律の中には、代理の規定が缺けて居ります、それ故に此法の運用上往々疑はしき疑點が起る、即ち代表と云ふことに就て、誰が代表するのであるかと云ふことが分らぬことがあるのであります、そこで此同業組合の代表は組長が之を爲すと、斯う云ふ按排に改正がしたいのでございます、それから其次は過怠金滯納處分の事でありますが、組合を組織致しまして、組合員が不正な事などを致す豫防方法として、若し不正な事があつたならば、是れ〳〵の過怠金を取ると、斯う極めてある所が愈々不正な事を致した場合に於て、過怠金を取立てる方法が無いのであります、そこで此過怠金滯納處分と致しまして、國稅滯納處分の例に依て過怠金を取立てたいと、斯う云ふことに改正が致したいのであります、其次は檢査所であります、同業組合で營業品其他製造品を檢査を致した場合に於て、檢査は御承知の通り、製品統一、粗製濫造の豫防、量目の一定と云ふやうな方針を以て檢査致すのでありますが、惡るい所の商人は其營業品を換へまして、其檢査證を剝取り破棄致しまして、己れの商標などを貼り、さうして場合に據ると量目を盜んだり、若くば粗製濫造の品物を混交すると云ふ如き弊があるのであります、此故に檢査證を若し剝取つて、他の證票等を貼つて不正の事を致す場合は、相當の制裁を加へたい、是丈であります、どうか滿場の諸君の御賛成あらんことを願ひます。

○岩崎勳君　本案は議長指名の九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ないと認めます、即ち本案は議長指名九名の委員に付託するに決しました――日程第四、鑛業法中改正法律案の一讀會を開きます、提出者藏内次郎作君。

第四　鑛業法中改正法律案（藏内次郎作君提出）　第一讀會

鑛業法中改正法律案

鑛業法中左ノ通改正ス

第二條中「本法ニ於テ鑛物ト稱スルハ」ノ下ニ「白金鑛、」ヲ加フ

〔藏内次郎作君登壇〕

○藏内次郎作君　本員提出致した鑛業法中改正法律案の理由を述べまして、諸君の御賛成を請ひたいと存じます、是は誠に單純なる法案でございまして、鑛業法中第二條中「本法ニ於テ鑛物ト稱スルハ」の下に「白金鑛」を加ふと云ふ單純なる改正案でございます、諸君が御承知の如く我日本の鑛業法は大分以前に出來ましたもので、日本の科學的思想の濔弱なる當時に出來ましたものでございまして、段々其後科學の進歩致しまするに付きまして、發見致しました事柄も數箇ございます、其内に最も是迄日本で更に見ざる所の「プラチナ」即ち白金でございます是は外國には三四箇所の鑛區があるさうに承ります、我日本では砂漠金は是迄追加した例もございますが、鑛石と致しましては日本では更に是迄白金と云ふ物は發見をしませぬ、少し駄辯になりますが將來諸君が何處で御發見になるかも分りませぬから少し今日發見して居ります所の事情を述べまして、諸君がさう云ふ場合に當りまして、幾らかの御參考にならうかと存じますから、少し事情を申上げます唯今の此白金鑛を發見致しました所は、長崎縣の内の西彼杵郡大串村と云ふ大村灣の半島でございます此大串と云ふ處は專門家に承つて見ますと、大分古い山さうでございます、世界でも二三番ぎり位の古い山で、是は千枚岩層と申しまして、板を並べたやうな青色なものであります、其中に通常の金鑛がございまして、私の關係の方が之を出願致しまして、其通常の金を試掘しつゝありまする内に、偶然に此白金鑛を掘當てましたのでございます、それは專門家から承りますれば、蛇紋石と云ふ鑛の性質さうでございます、我日本では砂漠金の製造は皆心得て居りますが、此白金は鑛石の障害物のございまする鑛石から、白金を製造致しますることは誠に未熟でありまして、段々此層を發見致しました後に、京都大學、福岡大學、其他にも專門家に就て鑛石を見て貰ひまして、分析方も頼んで見ましたが、一向確實に其分量がどれ位あると云ふやうな事は更に分りませぬ、併し幾らか白金の含有して居ると云ふやうな事は申されて居ります、玆に一人長崎產の人でございまして、外尾駒太郎と云ふ人であります、此人は大學を卒業以來、白金の事に非常に熱心に努めまして獨逸、露西亞、有ゆる所の金鑛に、本人の申す所では抗夫と迄なつて非常に苦心をして、此製造法を會得したと云ふことであります、此人が丁度三回「プラチナ」も拵へまする、それに染料が添つて居ります、其磐石が四尺許りございます、それが染料であります、染料も七種許り同人が拵へました、是は確かに關係者の眼前で三度少量でありますが拵へられて、其染料の如きは各染料を取扱ふ所に檢査をして貰ひますと、日本では最上のものであると云ふ事でございます、其脈の形を御參考迄に申上げて置きます、唯今で一尺許りございます、其一尺許りの經に四尺の堅い鑛石がございます、それが染料の原料であります、脈の厚さ一尺から八寸位でございましてそれは色から申しますと眞黒で、銅などの氣味を見ましたやうな形のものであります、是は斯様に詳く申上げませぬでも、諸君も御承知でありますけれども、何時日本で何處でさう云ふ物を掘當てるか分りませぬが、御參考に申上げて議員諸君なり傍聽の人方も、斯う云ふ事は日本の貨の寶でございます、此白金が日本に多量に出來ましたならば、軍事上其他非常なる利益と存じます、そこで私の關係者は十分なる資本を投じまして、今後確にそれを全備しますやうなことにして見たいと云ふ考で、唯今試掘をやつて居りますが、丁度日本の鑛業法に漏れて居りまして、如何とも其採掘にも困りますから、農商務あたりで伺つて見ますれば、採掘して差支ないと云ふことでございますけれども、兎に角鑛業法に漏れて居りましては、懸念する場合もございますから、玆に此案を提出しました次第でございます、まだ日本には段々加へたい鑛物もあらうと存じます、唯今金屬に關しますものは、金を込めまして二十三、此白金を込めまして二十四種かございませぬ、まだ他に請願も本年出て居りますものも色々ございます、之を御參考に申します、或は委員會に於きまして、少し政府委員の御意見も聞きまして、さう云ふ物も加へて御願しなければならぬことになるか知れませぬ兎に角右の次第でございますから、此「プラチナ」と云ふものは、日本に對しまして非常な有利なものと存じますから、誰方も滿場一致で御賛成下されまして、御審議あらんことを希望致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「賛成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ないと認めます、即ち本案は議長指名九名の委員に付託するに決します、日程第五、第六、第七、第八の議案は同種關聯の案でありまして、提出者も同一でありますから、之を一括して議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ一括して議

題と致します提出者恒松隆慶君。

第五　日本勸業銀行法中改正法律案（恒松隆慶君外十名提出）　第一讀會

日本勸業銀行法中改正法律案

日本勸業銀行法中左ノ通改正ス

第十四條第四項中「輕便鐵道財團」ノ下ニ「軌道財團」ヲ加フ

第六　農工銀行法中改正法律案（恒松隆慶君外十名提出）　第一讀會

農工銀行法中改正法律案

農工銀行法中左ノ通改正ス

第六條ニ左ノ一項ヲ加フ

輕便鐵道財團、軌道財團ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ不動産ト看做ス

第七　輕便鐵道法中改正法律案（恒松隆慶君外十名提出）　第一讀會

輕便鐵道法中改正法律案

輕便鐵道法中左ノ通改正ス

第五條中「二十條」ノ下ニ「第二十三條」ヲ加フ

第八　軌道條例中改正法律案（恒松隆慶君外十名提出）　第一讀會

軌道條例中改正法律案

軌道條例中左ノ通改正ス

第四條　私設鐵道法第二十三條ノ規定ハ軌道ニ之ヲ準用ス

〔恒松隆慶君登壇〕

〔拍手起る〕

○恒松隆慶君　諸君、唯今日程に上りましたる所の日本勸業法、農工銀行法、輕便鐵道法、軌道條例、此四種の改正法律案は、無論連帶の性質の案であります、茲に一括して大體の説明を述べますが、要するに改正は極めて簡單な問題でありますが、先づ以て日本勸業銀行の方では、第十四條の第四項中に、輕便鐵道財團の下に「軌道財團」を加ふと云ふのでございます、其次に農工銀行改正案の方は、第六條に左の一項を加ふ「輕便鐵道財團ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ不動産ト見做ス」と云ふのであります、其次に輕便鐵道法中改正法律案は、第五條中の第二十條の下に「第二十三條」を加ふと云ふのであります此第二十條の下に二十三條を加ふると云ふことは、どう云ふことであるかと云へば、私設鐵道法中の第二十三條には「會社ハ株式金額拂込前ト雖モ主務大臣ノ認可ヲ受ケ線路ノ延長又ハ改良ノ費用ニ充ツル爲其資本ヲ增加スルコトヲ得」と云ふのであります軌道條件の側では、第四條に「私設鐵道法第二十三條ノ規定ハ軌道ニ之ヲ準用ス」と云ふのでありますそれで是はどう云ふことであるかと申しますれば、私設鐵道法第二十三條の規定は、軌道に之を準用すると云ふの趣意で、以上改正を求めます所の大要は輕便鐵道財團及軌道財團は本法の適用に付ては之を不動産と見做すと云ふのが趣意であります、抑々鐵道と産業とは密接甚深の關係あることは、今更喋々申述べる必要はないのでありますが、近時物價は騰貴致しまして、殊に又石炭などは暴騰致しまして、私設輕便鐵道に於きましては、經營其他に多大の苦痛を與へて居るやうな有樣があるのであります、そこで勸業、農工兩銀行は無論、産業の發達に大關係を持つて居ります特殊銀行であります、軌道を擔保として資金の融通の途を開くと云ふことは、資本運用と金融の圓滿とを圖る上に於きまして、最も緊要なることであると思ひまする、殊に時局が鐵道經營に及ぼす所の苦痛を緩和するに於きましても、適應の處置なりと存じまして、此改正案を提出致した次第でありますが、此案は一黨一派に偏せず、各派を通じまして提出致した案でございます、又曩に第三十一議會には、日本勸業銀行法中に、輕便鐵道財團を不動産と見做すと云ふことの改正案は成立致しましたが、軌道財團と云ふことが除いてあつたのでございます、之を今回加へて、其不備の點を補足しやうと云ふのでございます、又農工銀行法中に、今回の如き改正案を、第三十五議會に不肖等が提出致しましたが、委員付託中、議會は不幸解散の爲に議決に至らなかつたのであります、斯の如き歴史もあります事實緊要な改正案でありますで、どうぞ滿場諸君の御賛成を得まして、此四案共に成立せんことを切望致すのであります。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　是は四案を一括して、議長指名を以て特に十八名の委員に付託せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ないと認めます。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　乃ち議長指名十八名の委員に付託致すことに決します、日程第九、農會法中改正法律案の第一讀會を開きます、提出者山内範造君。

第九　農會法中改正法律案（山内範造君外九名提出）　第一讀會

農會法中改正法律案

農會法中左ノ通改正ス

第一條ノ三　農會ノ經費ハ市町村農會ニ於テハ會員ノ負擔トシ其ノ他ノ農會ニ於テハ之ヲ組織スル農會ノ負擔トス

市町村農會ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ市町村農會長ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テハ市町村農會ハ其ノ徴收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘシ

前項徴收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村、水利組合其ノ他之ニ準スヘキモノノ徴收金ニ次クモノトス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔山内範造君登壇〕

〔拍手起る〕

○山内範造君　農會法一部の改正は、第三十七議會即ち大正五年二月十八日、本院に於て滿場一致を以て可決し、即日貴族院に送付致しましたけれども、上院に於きましては既に會期の餘す所僅に九日しかなかつたので御座います、遂に議了し得なかつたやうな次第で御座いまする、而已ならず此改正案は明治三十三年八月第五回實業北陸大會、即ち今日から十八年前より引續き當業者が諸種の集會に於て此改正を主張し、殊に帝國農會等は毎回是が改正を要望して居るのでございます、隨て案の内容及提出の理由等は諸君に於て既に十分御諒知の事で御座いますから、茲に多言を費すの要は無いことゝ存じますが、併ながら近來益々本案改正の頗る急なる感を起したのは、我國が從來農工商鼎立して國富の增進を期して居つたのに、歐洲戰爭以來商工業は偉大なる長足の進歩を爲しつゝあるにも拘らず、獨り農業は遲々として舊態を脱することの出來ないのは、畢竟醇朴なる農民の氣質や、他の刺戟を受くることの少ないのも、是が因を成して居りませうが、國民の大多數を包容する所の農業者唯一の機關たる本法の働が十分ならざる事が、最大原因なりと斷言するに憚らぬのでございます、如何となれば近來都市に於きましては、世間で謂ふ成金と云ふが如き資産を增大せられた人が澤山出來まして、是等の人が永久の家計を考へられまして、不動産即ち田畑に投資する人が殖えて參りました、然るに此人等は農民の狀態又は農會の必要等は知らない人が多う御座いまするから、容易に經費の徴收に應じないと云ふやうな新事實が起つて參りました、素より農會費の重なる負擔者は田畑の所有者で御座いますから、是が未納者ありたるとき處分法無きは寔に不便なる事で御座いまする又農會當路の人が政黨政派の關係其他種々なる事情の爲め、少しく不快の念を持するやうな人等が徴收法の不備なるを奇貨として、其費用を納付せず、當路者を苦むる等の如きは、私等地方に於ては屢々目擊する所でございます、前申しましたやうな事情の爲め、農政上必要なる施設は多々ありまするけれども少しく活動せんとすれば先んずるものは經費でございます、仍て可及的其面倒を避けんと致しまして當路者は國庫及府縣郡費等の些々たる補助の範圍内に於て施設を致しまして、一般會員より徴收することを稀事とする傾が生じ、是が爲に地方自治にも大なる障害を及ぼして居るのでございます、さなきだに進取の氣象に乏しき所の農民が、一層國運の進展に副ふこと能はざるが如き狀態に在るのは、此等が大なる原因だと私は確信致しますのでございます、就きましては政府當局に於きましては、大戰以來農業方面にも色々變化を來して居ると云ふことは、十分御承知の事と考へて居りまするから、從來の行掛り等に顧慮せられず御同意下さることゝ信じます、殊に三十七議會中本案の委員會に於きましては、二年前より調査中なるを以て、本法及農會法にも改正の要あるべし、仍て今一年待てと云ふやうな政府委員の御辯明もあつた位でございますから、既に御調査を四年以上を費して居るのでありますから當議會に定めて適當なる御發案に接することを期待致して居つたのでありますが、どう云ふ御都合で御座いますか、其御發案の模樣も御座いませぬので、茲に吾々一同之を提案致した次第でございます、殊に仲小路農相は、農事の振興開發には種々御尊慮あらせられて居る事は、吾々深く感謝致して居る所でございますが、どうか本案の如き農業者に至大の關係を有する――十八年以來の宿望をして、是非とも本期に

於て解決を致したいのでございますから、宜しく兩院の通過に十分なる御盡力を切望して息まぬ次第で御座います、尙ほ本案は各派とも協同の提案になつて居りまするから、速に滿場一致を以て可決せられんことを切に希望致します（拍手起る）

○岩崎勳君　本案に議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はないと認めます、即ち本案は議長指名九名の委員に付託することに決しました、日程第十、第十一、第十二第十三の各案は同種關聯せる議案にして、且つ提出者も同一なるが故に、一括議題とすることに御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なければ之を一括議題に供します、提出者田中隆三君。

第十　特許法中改正法律案（田中隆三君外一名提出）　第一讀會

特許法中改正法律案

特許法中左ノ通改正ス

第五條第二號中「若ハ實用新案登錄出願中」、「若ハ實用新案權ノ」ヲ削ル

第七條中「時」ヲ「日」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

發明カ意匠又ハ實用新案トシテ登錄ヲ出願シタルモノニ係ルトキハ最初ノ査定以前ニ限リ特許出願ニ變更スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ最初出願ノ日ニ於テ出願ヲ爲シタルモノト看做ス

第二十九條第二號中「特許出願」ノ下ニ「又ハ再審判請求」ヲ加フ

第三十條第一項但書中「特許權カ分割セラレ又ハ」ヲ削ル

第三十一條中「冒認シタル」ヲ削ル

第四十條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

特許權者ハ其ノ特許發明ト同一發明ノ實施者アルコトヲ知リタル時ヨリ二年以內ニ權利ヲ主張セサルトキハ、其ノ實施ヲ許諾シタルモノト看做ス

同條第二項中「前項」ヲ「前二項」ニ改ム

第四十二條　削除

第四十三條中「改訂シ又ハ」ヲ削ル

第四十八條中「又ハ許可」ヲ削ル

第四十九條第一項中「又ハ特許權ノ改訂若ハ分割ノ許可」ヲ削ル

同條第一項第三號ヲ削リ第四號ヲ第三號ニ改ム

同條第二項中「又ハ許可」ヲ削ル

第五十四條中「特許權ノ改訂又ハ分割ヲ許可スヘシトノ査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタルトキ亦同シ」ヲ削ル

第六十二條第一項中「又ハ特許權ノ改訂若ハ分割許可ノ出願」、第二項中「又ハ許可スヘキヤ否」ヲ削ル

第六十三條但書中「又ハ許可」ヲ削ル

第六十四條第五項中「又ハ許可」ヲ削ル

第六十九條第一項第一號中「又ハ許可」ヲ削リ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

特許發明カ特許公報ニ揭載セラレタル日ヨリ五年ヲ經過シタルトキハ之ニ對シテ無効審判ヲ請求スルコトヲ得ス但シ第六條ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七十一條第二項ヲ左ノ如ク改ム

審判ニ關シ當事者ノ差出シタル書類ハ其ノ副本ヲ相手方ニ送達シ同時ニ期間ヲ指定シテ意見書ヲ差出サシムヘシ此ノ期間ハ他ノ一方ノ當事者ニ通知スヘシ

前項ノ期間內ニ意見書ヲ差出ササルトキハ審理ハ終結シタルモノトス

審理終結シタルトキハ直ニ審決期日ヲ定メテ當事者ニ通知スヘシ

第八十五條第一項中「抗告審判」ノ下ニ「若ハ再審判」ヲ加ヘ但書ヲ削ル

第八十七條　審決ノ憑據ト爲リタル證書カ僞造又ハ變造ナリシトキ證人若ハ鑑定人カ審決ノ憑據ト爲リタル供述又ハ鑑定ニ關シ僞證ノ罪ヲ犯シ其ノ判決確定シタルトキハ其ノ確定ノ日ヨリ一年以內ニ再審判ヲ請求スルコトヲ得

再審判ハ抗告審判ノ手續ニ依ル

附　則

本法施行前ノ特許權ニ付テハ仍舊法第五條第二號ヲ適用ス

舊法ニ依リ特許權分割ノ許可ヲ受ケタル各部分カ特許出願ノ當時獨立シテ新規ノ發明ヲ爲ッサルトキ又ハ特許權ノ改訂若ハ分割カ舊法第四十二條第三項ノ規定ニ違反シタルトキハ審判ニ依リ其ノ許可ヲ無効ト爲スヘシ

審査官又ハ利害關係人ハ前項ノ許可ノ無効ニ付審判ヲ請求スルコトヲ得但シ特許權カ改訂セラレ若ハ分割セラレタル日ヨリ五年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一　商標法中改正法律案（田中隆三君外一名提出）　第一讀會

商標法中改正法律案

商標法中左ノ通改正ス

第四條ノ二　意匠ノ登錄ノ出願ヲ爲シ登錄スヘカラストノ査定ヲ受ケタル者其ノ最初ノ査定ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以內ニ其ノ意匠ニ係ル商標ニ付登錄ヲ出願シタルトキハ意匠ノ登錄ヲ出願シタル日ニ於テ出願シタルモノト看做ス

第五條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

同一又ハ類似ノ商標ニ關シテハ商標權ハ其ノ出願前ノ出願ニ係ル意匠權ニ依リ制限ヲ受クルモノトス

第二十一條中「第二十五條」ノ下ニ「第二十九條第二號」ヲ加フ

第十二　意匠法中改正法律案（田中隆三君外一名提出）　第一讀會

意匠法中改正法律案

意匠法中左ノ通改正ス

第七條中「實用新案」ノ下ニ「又ハ商標」ヲ加フ

第八條第四項中「實用新案權」ノ下ニ「又ハ商標權」ヲ加フ

第十三條ノ二　特許局ハ意匠公報ヲ發行シ登錄意匠及之ニ關スル必要ナル事項ヲ記載スヘシ但シ祕密ヲ要スル意匠ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十條第三項ヲ左ノ如ク改ム

登錄意匠カ意匠公報ニ揭載セラレタル日ヨリ二年ヲ經過シタルトキハ之ニ對シテ無効審判ヲ請求スルコトヲ得ス但シ第四條ニ該當スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條中「審判ノ審決」ノ下ニ「又ハ再審査ノ査定」、「審決」ノ下ニ「又ハ査定」ヲ加フ

第十三　實用新案法中改正法律案（田中隆三君外一名提出）　第一讀會

實用新案法中改正法律案

實用新案法中左ノ通改正ス

第十八條第三項ヲ左ノ如ク改ム

登錄實用新案カ實用新案公報ニ揭載セラレタル日ヨリ二年ヲ經過シタルトキハ之ニ對シテ無効審判ヲ請求スルコトヲ得ス

第十九條中「審判ノ審決」ノ下ニ「又ハ再審査ノ査定」、「審決」ノ下ニ「又ハ査定」ヲ加フ

〔田中隆三君登壇〕

〔拍手起る〕

○田中隆三君　特許法改正法律案外三件の改正法律案に就て、大體の理由を申述べまして諸君の御贊成を願ひます、細かい事は既に御手許に廻つて居りまする法案で御覽になつたらうと思ひますから、唯だ大體の重要なる事のみを申上げて置きます、此特許法の改正を要する第一の理由は特許法と云ふものと實用新案と云ふものと、此二つの間の區別が甚だ明瞭でないそれが爲に非常な混雜を來し、又人の權利に容易ならぬ影響を及ぼして居るのであります、元此特許法と云ふものと、實用新案と云ふものとは此法律を御作りになつた當局者もどう云ふ區別が在るかと云ふことに付ては、はつきり御答が出來ぬだらうと思ふ、特許法に於ては唯だ新規なる工業的發明を爲した者に、特許權を與へると云ふ事が書いてある、それから實用新案の方には、物品に關し其形狀構造或は組合はせに係り、實用ある新規の工業的考案を爲した者に實用新案權を與へる、其上の方に餘計な文句がくつ付いて居りますけれども、歸する所特許法は新規の發明に特權を與へ、それから實用新案の方は新規なる考案に優先權を與へる、考案と發明との區別如何と云ふやうな問題を掛けられると皆弱つて仕舞ふ、併ながら其法律の起つた原因は極く簡單な事でございまして、特許と云ふ願書は農商務省に澤山出て來まするけれども、審査の結果何れも特許とする丈の價値がないと云ふことで、大抵それは刎られて仕舞ふ、併ながら其澤山の物に就て見ますると、中々色々面白い思付きのものが段々ある發明の卵のやうなもの、極く小發明、俗語で申しますと、小さい發明とでも云ふやうなものではあるけれども、思付きのものがある、さう云ふものは或る年限間保護を與へてやつて宜いではないかと云ふことで、實用新案法が出來たのです、出來た所が、其後になつて一旦實用新案と云ふことで權利を得て居るものが、初めは實用新案の方で、詰らぬ小發明だと思つたけれども、矢張特許とする丈の價値がある

ものとなれば、後で追驅けて特許願を出すのであります、さうすると現行の法律では、既に實用新案として權利を與へて居るものに、又別のだ、特許權を與へても宜いことに法律がなつて居る、實に私なら私が實用新案權を持つて居つて、更に特許に直すと云ふ時ならまだしもでありますが、他の人の實用新案權を持て居るのを、それを全く違つた方から、横著者か何か知りませぬが、拙者も同じやうな發明をしたのであると言ふて出て來ると、其者に此特許を與へる、全く違つた人に、さう云ふ横著者にも特許權を與へなければならぬやうな法律になつて居るのです、是が即ち困る點である、殊に今申上げたやうな甲と云ふ者に實用新案權を與へて、更に乙と云ふ者に同一の發明に付て特許權を與へると云ふことは蓋し此法律を御作りになつた當局者、或は御協贊になつた議員諸君に於ても御考の中に無かつたらうと思ふのです、それ故に此事に付ては、再々爭も起つて居りますけれども、如何せん法律の解釋はさう云ふ風にしなければならぬやうになつて居りますから、どうしても大審院まで持つて往つても、二つ與へる方が至當であると云ふやうな解釋になつて居る、是は寔に困つたことでありますから、私共此度提出致しました改正案に於ては、是は同じものに付て、二種の獨占權を與へると云ふことは、既に性質に於ても許されない事で、又取扱上に於ても困る、色々の弊害があるのであるから、是は必ず一人にしなければならぬ、最初實用新案權を持つて居たらそれで宜い、併し其出願中、或は之を特許に換へたいと云ふものであるなら、それは換へさせても宜い、併ながら兎も角も一種の權利を與へて、更に同じ發明に付て別に權利を與へると云ふ事は面白くありませぬから、之を改正したいと云ふのが第一の理由であります、それから第二の理由は、茲に或る特許權者がありまして、其特許の効能が幾らか世間に認められて相當の資本家も出來て愈々工場でも建てゝ仕事を盛んにしやうと云ふ時になると、何處からか、横合からか、向ふ側かに睨んで居る人があつて、どつこい其權利は怪しいぞと邪魔を入れに來る、元々此特許などゝ云ふものは出願の前後に拘らず、誰でも早く發明した者に權利を與へると云ふ法律の立て前になつて居りますから、今まで潜んで居た人が、其發明は私の方が先きだとか、又其前後は別として特許其

ものが値打のない特許である、何だか譯の分らぬ印度の佛教の中に書いてあるものだとか讀めないやうな外國の書物に載つて居るものだと云ふやうな、色色の難癖を付けて、其特許を打毀すやうにすることが段々ある、それで特許權者と云ふものは、一旦權利を得ても甚だ不安の狀態に在る、最初から特許を願つた人であるならば、多少の責任があるかも知れませぬけれども、特許の如きものは、大抵は誰かへ段々轉輾して、資本家の手に移るものであります、多額の金を拂つて特許權を得て、其特許權を實施せんとするに當りて、今申上げたやうに、横合から何年の後に其權利を根柢から打毀すやうな事があつては所謂權利にして權利でない甚だ不安である、さう云ふものはどうしても保護しなければならぬと云ふ意味で、今度の法律には或る年限を經過した後には三年なり五年なり或は一定の年限を定めまして、其年限を經過した後には、其權利と云ふものはもう動かさせぬ、其權利を確保する途を設けた、又それと反對に、特許者の中にも横著者がある、誰か仕事をして居るのを見て、それが自分の特許權に牴觸すると思ふと、其人が金を掛けて仕事をして、世間にも知られ賣出しをする時まで默つて見て居る、甚だしきは其所の品物を買つたりして、自分は取引までして居て、漸く其人の仕事の基礎が成立つた所を見て寔に御氣の毒ながら、貴方の仕事は私の權利にぶつつかるから幾らか御出しなさいと來るので、さう云ふ面白からぬ、特許權者も廣い世界にはあるのです是もいかぬ、それでありますから、是は丁度前に申上げた例と反對で、特許權者の方が他から邪魔をされて困る場合もあり、今のやうな特許權者ならざる人が、面白からざる他の特許權者の爲に迷惑を受けることがありますから、さう云ふ場合に、或人が或る仕事を實施して居ると云ふことを承知して居ながら、自分の權利を主張せずして、或る一定の年限を經過した場合には、其實施して居る人に對して、特許權を實施する事を承諾したるものと看做す、斯う云ふ風に法律を規定して置きませぬと、良民が非常に迷惑するのである、此點が今度の改正案の第二の理由になる、第三の理由は稍々特許法の專門的に關することになりますが、現行特許法に特許權の改訂及分割と云ふことがある、或る特許權が不完全であると云ふので、後とから往つてそれを改めると云ふ

ことがある、不完全なものを改めると云ふことは、當然のことであるやうでありますけれども、それを改めた結果、他人の權利に大變な重大な影響を及ぼし、最初得て居た特許は、是れと是れの組合せで特許を得て居る、然るに後とから實は其書方が惡かつたので、是れと是れと兩方特許であるから、斯う云ふ風に改めて下さいと云つて、農商務省へ願つて來る、それを許可して改訂したことになる、さうすると寔に困るので、他の人から申しますれば、是れと是れと組合せたものと云ふのだから、さう云ふものは私の方で使ひませぬけれども、是丈のものは使つて居ると云ふことがあるかも知れぬ、然るに今のやうに農商務省が特許權を直して呉れた爲に、此人の特許權と云ふものは、以前特許を得たときに遡つて前から此人はさう云ふものに付ても、特許を持つて居ることになり、大層困る、又特許權の分割と云ふのも矢張同じやうな事で一つになつて居る特許を二つにも三つにも色々割いて與へる――割いて與へる結果矢張今申上げるやうに類似した事が段々起つて來る、元と此事柄は些細なやうな事でありまして、中々重大な關係を及ぼす、殊に此特許を專門として――或は御差障りがあるかも知れませぬけれども、中々巧みな辨理士などは旨い事をして特許局を誤魔化す、それはどう云ふ事かと云ふと、是とか彼れかと云つて、特許を取るのには非常に困るものでありますから、色々なものをくつ著けて、是れと是れと斯う云ふ風になつて、斯う云ふやうな事で大層勿體らしい方法で特許を取つてしまふ、特許を取つてしまつた後でだ、餘り鋭くない審査官でも狙つて、其者に元々是は特許を取つて居りますから、どうぞ是れと是れと、三つに割つて下さいと云ふ事で願つて行くと、迂潤り其手に乘つて割るやうな事がある、是は法律を正當に適用せらるればさう云ふ間違は起りますまい、併ながら中々それを取扱ふ人も數多い事であります、又人の考は色々違ふので、それが爲めに、從來此特許の改訂或は分割と云ふ事の結果、吾人の權利の上に容易からぬ影響を及ぼして居る例は多々あるのであります、それは現在の特許局に於ては非常に嚴重に御取扱を爲さつて居るさうで御在いまして、今日は少しも間違はないのでございます、併ながら今迄あつたと云ふことは現當局者と雖も否むことが出來ない、それで斯う云ふ規定を

此處に置く――法律の上に置くと云ふ事は、時の當局者の手加減に依て人の權利は擴まつたり、縮まつたり自由になる事になる、是は甚だ穩かでないのであります、夫故に私共は此改訂分割と云ふ事を、全然法律の上から削除してしまふ――削除した結果はどうなると云ふと、爭の起つた時に、其人の權利は何處に在るかと云ふ事を裁判すれば宜い、それは其爭の時の裁判に任せる、それを後から斯うだとかあゝだとか云ふて割つたり、くつ著けたり、足したりすると云ふやうな事は甚だ宜しくない、爭があれば其爭の時に裁判をすれば宜いのであるからして初めから一旦與へた特許を訂正するとか――改訂するとか分割するとか云ふ事はさう云ふ弊害が無ければしてやる方が便利かも知れませぬけれども、弊害を起す虞があり、且つ現に是まで起して居る問題でありまするからして此事は斷然此法律規定の中から除いたが宜しい、除いて何等の差支がないのであります、さう云ふのが第三の改正であります、それから第四の改正は此特許局の裁判審決と申しまする其審理が終つた時に、何月何日判決を言渡すと云ふ事を――審理が終つた時に審決をする、即ち判決をするのには何月何日判決をすると云ふ事を直に申渡して貰ひたい、斯う云ふのが第四の改正なのであります分り切つた事で簡單な事でありまするが、是は特許局に取つて大分御苦痛なさうであります、それは何故かと云ふと、今日迄の實例を申しますれば、或事件は三年になる、四年になる、五年も掛かつてまだ裁判の申渡が來ぬ、七年經つて居るものもある、既に裁判が終つた後に何日判決日が來るか分らぬ、二年待つても、三年待つてもまだ見えぬと云ふ譯で、寔に困る（笑聲起る）素より特許と云ふものは六ケ敷いものでありまするから、時の掛るものもございませう――ございませうけれども、自から豫定なすつて、豫定の時期に於いて判決が出來なかつたならば又理由を具してそれを延ばせば宜い、裁判所の如きは一週間内に審理が終つたならば、一週間内に判決すべしと云ふことはちやんと訴訟法に書いてあるそれを延ばさなければならぬ事情があれば、其時に又理由を具して延ばせば宜い、今の特許法は何とも書いてありませぬから、審理が終つてしまつても「うん」とも「すん」とも言はない、さうして七年も經つてまだ來ぬと云ふ寔に困つたことである、是は

審決書を書く人や何かゞ、何月何日までに裁判書を言渡さなければならぬと云ふと御困りでせう、併ながら大臣であるとか、次官であるとか、局長であるとか云ふ人になりますと、今度私共の出した規定の庇蔭で事務が大變捗取るのであります、特許局長や次官の前に持つて來て、又延ばして下さい――延ばして下さいと云ふやうな、横着な審判官でなければさうは言はれないのです、是は自然に事務を捗取らしむる監督の規定にもなる、又一般審理を受ける吾吾から申しますると、何時までも權利を不安の有樣に置かれる判決が何時來るか分らぬ、殊に何時までも判決をしない間に、世間では種々な風評を立てるのです、決して役人には惡い事はございますまい、併ながら三年も四年も、何時までも濟んだ後に判決せずに置くのだから、いや誰が何處へ行つて頼んだとか、いや頼まぬとか色々な事を言ふのです、是は面白くない、そんな事はある譯はありませぬけれども――又或事件の如きは特許局は裁判をしないで抑へて居て、仲裁せよ、和解せよと云つて、兩方の喧嘩の對手に大變御厚意な御干渉を爲さつて居ることもあるさうです、是も惡い事ではありませぬ――ありませぬけれども、それには自から程度がある、況や特許權の如きものは、十五年なら十五年經てばもう消えるものであります、それを三年も、五年も、六年も、權利を不安の位地に置くことは甚だ穩當でないことゝ思ふのでありますから、今度の改正案に審理が終結したならば直ちに其裁判期日――審決期日を申渡せ、斯う云ふ事を書いてある、それから第五の規定として此「再審判」と云ふ規定を一つ設けて戴きたい、斯う云ふことである、再審判と云ふのが普通の民事訴訟法にあることでありまして、民事訴訟法は大層範圍が廣うございまするけれども、普通民事訴訟法にある中の或特殊の事のみを取つて、此特許の場合に應用しやう、それはどう云ふ事かと云ふと、判決の基礎となつて居る證據物が僞造物であつたことが後で分る、或は或證人の證言に依て判決したけれども、其證人の言うた事が僞言であつた僞言でやつた事が分つて、ちやんと普通の裁判所では刑罰に處せられて、犯罪人になつて居ると云ふ此處に證據がある、それが出て來たも特許局の方では今日の規則では一旦してしまつた審決は動かしやうがない、是は誰が聞いても不都合である、それでありまするから、今度の改正案には判決の基礎となつて居る證據物が僞造であつた、或は矢張判決の基礎となつて居る證人、鑑定人の證言鑑定等に噓があつた――虛僞があつたと云ふことが分つて、さうしてそれに依つて其の被告人が處刑せられたと云ふやうな場合には、又裁判を元に戻して所謂再審をすると云ふ制度にして戴きたい、斯う云ふのが其の次の箇條であります、それからもう一つの規定は、今日では此の審決に對して或場合には大審院まで出訴することが出來ると云ふことがある、特許に關して色々爭を起して裁判を受ける場合が段々ある、裁判の終局は法律に違背して居ると云ふことを理由とする場合に限つて大審院にまで出訴することが出來ると云ふ規定があります、然るに其の大審院に出訴することが出來ると云ふ場合を二つに割つて限定して、此の場合丈は宜しいけれども此の場合は大審院に持つて行けぬと云ふ風に、此處に境界を附けてある、今日の法律に――それを今度私共の改正案は此の境界を撤して、總て所謂法律に違背することを理由とする場合に限る爭であるのだから、是れは法律の統一を圖る爲めに、是れは大審院にどうしても持つて行かなければならぬと云ふ、斯う云ふ規定であります、さうでなければ此の法律と云ふものは不備になる、又實際弊害がある、例へて申しますれば、特許法には初の審査に干與した審査官は、再審査の場合にはそれに携はつてはいかぬと云ふことがある、あるけれども若しも實際干與したらどうするさうして審査もする、審決も濟んだと云ふことがあるとする、さう云ふ不法な取扱があつた場合にやつてしまへば不服の言ひ樣がない、さう云ふやうな事は明に法律に違背した審決でありますから、それを理由として、大審院に訴へて出て、それを元に復して貰ふ方法を執らなければならぬ、兎も角是れは農商務省は御嫌やであらうけれども、何もそんなに御心配なさることはない、法律を歸一せしめやう、統一せしめやうと云ふ大審院の問題でありますからして是れは此の途中にある境界を撤廢して、總ての問題に付て大審院迄持出さしむると云ふことは、御同意になつて然るべきことゝ私は誠心誠意さう思ふ、それからも一つある、大層長くなつて御氣の毒でありますが、もう一つの問題は、此今日の特許法の中に、一旦或る事件に付て審決があれば、何人と雖も同一の證據、同一の事實に基いて特許を――審判を請求することが出來ないと云ふことがある、例へば甲と乙との間に或る審判事件が起る、例へば此壇上に在る水呑、斯う云ふ特許に付きまして、爭が起つた、さうした場合に餘り立派な證據でありませぬが、先づ喩へて見れば斯樣な特許に付き審判事件が起つて、さうして或者が負けて仕舞ふ、さうすると今度は他の人が同じ特許權者に對して、此の同じ證據物、即ち此水呑を證據として審判を願つても、其事實は同一であり、證據物は同一であるが故に、審判事件は駄目だと云ふことなんで、一通り聽くと尤もらしく聞える、併ながら何人と雖も審判を請求することが出來ないと云ふ規定の結果、之を潛つて濫用する者が出來て來た、それは何故かと云ふと怪しい特許―自分の得た特許が頗る基礎薄弱で怪しいと思へば、玆に假の原告が出來るのであります、惡い審判請求人を造るのであります、造つた原告でありますから向ふから言ふことが、しどろもどろであるから、特許權者の方は正當なりとして其權利が確定してしまふ、他の人が行つて爭はうとすると、特許局は同一事實、同一證據はいけませぬと云うて刎ねてしまふ是は洵に困つたことだ、是はどうしても唯だ置けぬことである、元々此特許と云ふものは、世界中の人を相手にしての權利で、何人と雖も利害關係の有る者は、其特許權を爭ふことが出來るのでありますから、偶々或る其事件に於きまして、自分が一向干與しない所の他人と他人との間に爭が起つて、其判決が濟んだと云ふ爲めに、私の權利迄も止められると云ふことは甚だ穩當でない、止めても宜いかも知らぬ、又止めるべき理由があるか知りませぬが、今申上げるやうな風に洵に忌むべき弊害が起つて來た、其例が著々ある、早速贋原告を造つてさうして確定させてしまふ、大抵證據物と云ふものはさう簡單明瞭なものでない、出した證據物に於て極力權利を主張して、證明して、其特許權の効力を爭はなければならぬものである、然るに好い加減な辯明をして負けてしまつて、其結果他人が特許を取消すことが出來ないことになりますから、洵に困つたことである是は御氣の毒だけれども、農商務省には訴訟が殖えて御困りかも知れませぬけれども、何人と雖も云々と云ふ規定は削除した方が宜い、斯う云ふ譯で削つたのであります、尤も今日と雖も矢張さう云ふ規定があるに拘らず、審判を願つたらどうすると云ふと矢張り審決をして之を却下して居ります、矢張審判の形式を以て之を斥けて居るのであります、だから手數は僅かなことであります、其僅かな手數を御心配になつて、他人の權利に重大な影響を及ぼすことは宜しくないと認めますから、是は削つた方が宜しい、斯う云ふ事で其改正が出て居ります、其の他に關聯したり、獨立したり色々細かい事でありますけれども、それは委員に御付託になれば、委員會で辯明致します、唯今特許法に付て申上げましたが、其申上げた中に、或は實用新案或は商標、或は意匠等に共通して行はる事と、又或法案に於てのみ行はるる事と色々ありますけれども、四法案に涉つて總てを含めた所の主なる改正は、今申上げたやうな次第でありますから、どうぞ諸君の御贊成を願つて置きます(拍手起る)

○岩崎勳君　四案を……

○議長(大岡育造君)　一寸前に通告があります鈴木富士彌君。

〔鈴木富士彌君登壇〕

〔拍手起る〕

○鈴木富士彌君　特許法外三法案の改正法律案に關聯致しまして、一寸農商務大臣に御尋をして、極く重要な件でありますから、御答辯の次第を一寸速記錄に留めて置きたいと思ふ、御承知の如く此特許權實用新案權、意匠權、商標權を、即ち俗に工業所有權と云ふ名の下に一括せらるゝ無形の財產權、一面に於て其經濟的の價値に於きまして、彼の動產不動產の所有權と何等輕重のない極めて重要な權利でありまするのみならず、又他の一面に於きまして、其經濟的應用に於きましては、一國の產業の進步發達の泉源、基礎を爲すものでありますから、歐米各國先進國に於きましては、此工業所有權の保護と云ふことに關しましては、設備至らざるなく、又法律も頗る完備を致して居るのであります、日本に於きましては、明治四年に專賣略規則が出まして、以來漸次發明の保護に關する法律案は進步致しました、明治二十一年に特許條例となり、更に明治二十四年に特許法外三法の發布になりました、是が唯今の現行法であります、此現行法は世界各國の立法例を參酌して作り上げました、即ち最新の工業所有權に關する法律案であります、隨つて完全無缺であるべき法

律でありますのに、實際に之を應用する上に於て頗る不備の點が多いのであります、是は定めし各國の法令を綴ぎはぎした、即ち寄木細工で作つた爲に、斯樣に不徹底、不統一の法案が出來たと信じます、殊に最近數年間日本產業の發達は頗る激甚であつて到底唯今の法令では種々なる要求に應ずることは出來ないのであります、それ故に根本的に此特許法外三法は改正の必要があるのであります、田中隆三君外一名より御提出になりました改正法律案は、其各種の不備の中、焦眉の急に屬するもの十數箇條を擧げて政友會の有志諸君、憲政會の有志諸君が協議して、審議研究の結果成案を得て、玆に提出したのでありますが是は未だ不十分であります、實は根本的の大斧鉞を加へて、もう少し立派なる法律に仕上げなければならぬのであります、此點は當局大臣次官局長、皆定めし御同感であらうと存じます、就きまして御尋したいのは、政府は唯今の現行特許法外三法に對して、根本的の大修正を加ふる意思ありや否や、若しありとすれば次の議會に之を御提出の運びに至るのであらうか、如何であらうか、若し次の議會に御提出になると云ふことならば、吾々は其政府の提出の案に付て可否を決したいと思ふのであります、若し御意思が無いとすれば、吾々には政友會憲政會兩方の有志の間準備をして、次の議會に根本的の大修正案を提出したいと考へて居ります、此事に付て一つ明確の御答辯を戴きたい、是が質問の第一であります、第二は現在の特許局は職員の數も少なくして、經費も極めて少ないのであります、組織も不十分であるのみならず、規模も極めて狹少であります、其結果特許に關する事務は非常に澁滯して居ります、迅速に處理しなければならぬ筈の特許の事務が、極めて其處理が遲いのであります、是は先程田中君から述べられた通りでありまして、甚だ人民が迷惑をするのであります、而已ならず此才智あり學識ある本統の腕のある人と云ふものは、此特許局には永く留つて居ない、待遇も餘り好くないから、兎もすれば民間に下つてしまふ、それが爲めに各種の不當なる處分が往々あつて、發明家が非常に困却致して居るのでありますから、近き將來に於て大擴張をなし、時代の要求に應ずるやうにして貰はなければならぬのでありますが、或は經費の關係で、其擴張の餘地は無いと言ふか知れませぬ、併し統計を見ますと特許局の支出は、一年十八萬圓內外であつて、收入は四十萬圓以上に上つて居るのでありますけれども若し特許局を擴張して早く事務を處理するやうに致しますれば、從て收入も殖えて來ると云ふ勘定になるのであります、元來吾々は特許局と云ふものは、唯今の行政裁判所の如く獨立したる一の官府にしたいと云ふ希望を持て居りまして、大規模にやつて貰ひたいと思つて居りますが、併し差當り夫程でなくも、今の組織に大擴張を加へることは極めて喫緊の大必要事と思ひます、家屋の如きも前に高橋是淸と云ふ人が局長時代に、歐米を視察して、歸つて建てたのが今の農商務省であります、あれ位のものが要ると云ふ當時意氣込でありました、然るに時期未だ早過ぎる爲めか、母屋に取られたと云ふことであります、併しながら今日は斯の如き大なる規模の是非必要なる時運に際會して居るのでありますから、是非共大擴張をして貰ひたいと存ずるのであります、此點に付て農商務大臣は如何なる御考を持たるゝか之を伺ひたい、次に唯今民間に、工業所有權取調委員會なるものを設置すべしと云ふ議があります、是は農商務省の中に工業所有權に關する常設の委員會を置きまして、有爲の人材及學者の間より委員を擧げ、一面に於ては此工業所有權に關する法令を攻究審議し、他の一面に於ては發明の保護獎勵に資したいと云ふ考であります、是は極めて必要なる設備でありまして、彼の司法省に法律取調委員會がある如く、農商務省に於ても、此工業所有權取調委員會を置いて貰ひたいと云ふ希望であります、此點に付て農商務大臣は如何なる御考を持たるゝや、之を御伺ひ致します、最後に今回田中隆三氏外一名より提出になりました此改正法律案に對して、農商務大臣は是に御同意下さるや否や、若し御同意が出來ぬとすれば、其理由の大略を聽くことが出來れば幸と思ひます、是丈を一寸質問いたします（拍手起る）

○國務大臣（仲小路廉君） 議長。

○議長（大岡育造君） 仲小路農商務大臣。

〔國務大臣仲小路廉君登壇〕

○國務大臣（仲小路廉君） 鈴木君の御質問に對して御答を致します、第一の御質問の趣意は、工業所有權に付て之に關する諸法律を、政府に於て根本的の改正をすると云ふ考があるか如何と云ふのでありますが、特許法、商標、意匠、實用新案、是皆な所謂工業所有權法でありまして、有形の財產が保護される如くに、今日の場合に於きましては、此智能的に亘る工業所有權、是は最も保護獎勵を必要と致す時であります、殊に今日の如く產業の開發に最も力を效すべき場合に於きましては、發明の獎勵其他に伴ひまして、斯の如き人の智能より創出したる財產に付て、十分に保護の途を立てまする事が必要と存じます、私は專ら此點に付きまして考慮を致して居る次第であります、今日の時勢の進步に伴ひまして、現在施行せられて居りまする特許法を初めとして、各種の法律が時勢の進步と伴うて、之を以て完全なりとは認めませぬのであります、隨て之に付きましては既に農商務省內に於ても夫々調査を致して適當の時機に於て是が改正を圖りたいと存じて居ります唯此改正に屬しまする法案を、直に此次の議會に提出を致すことが出來るか出來ないか、是は今玆に明言することは出來ませぬが、時勢の進運に伴うて適當なる改正を致すと云ふことの御答は、是は玆に明言を致して置いて宜しいのであります、それから第二の問題は、どうも今日のやうに必要なものであるのに、特許局の事務が甚だ緩漫である、事務が澁滯をして、それが爲に世上に尠からぬ影響を及ぼすことがあると云ふ御論である、是も全く自分に於きましても、どうも今日のやうな必要な場合に際して、特許其他の事務の澁滯を告げますることは、是は世上一般の爲に甚だ憂ふべきことゝ存じまして、此點に付きましても既に先般官制の改正を致し、或は職員の取扱、待遇の點に對しても、出來得る限りの方法を盡して、一面には局員、廳員を勉勵し――鞭韃をし、一面には又出來得る限りの方法を以て擴張の途も圖りたいと期して居ります、第三の御尋の趣意は、特許法を首め各種の法制を調査する爲めに、司法省內に於いて設けられて居るやうな、法律取調委員會に相當する如き委員會を設置したら、どうかと云ふことである、此の點は餘程考慮を致さなければならぬことゝ考へます、何事に付きましても、實際上に必要のある點に付きましては、是は施設を懈らぬ積りでありますが、特許法其他の事の爲に、司法省內に設けられて居る法律取調委員會に比すべきものを、設置すると云ふことが果して必要であるか、實際に效果があるかと云ふことは、是は篤と考慮を致した上でないと、容易に決定することは出來ないと思ひます、それから第四の點は、田中隆三君外一名より御提案になりましたる、今日の此特許法改正法律案其他に對して、政府之に同意をするか、同意をしないか、是れであります、既に唯今申しました如くに、政府に於ても時勢の進步に伴つて、現在の特許法其儘では滿足を致して居りませぬのであります、之に付て種々改正の考案を致して居るのであります、故に直ちに御提案になりました此法律案に同意を致すと云ふことは、唯今は申上げ兼ねます、尙ほ其理由は何れ委員會に御付託になるのであらうと思ひますから、其際詳細申上げることに致します、唯今御質問の要點に對して一應是丈の御答を致すに止めて置きます。

○岩崎勳君 四案を一括して議長指名を以て、特に十八名の委員に付託せられむことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議はないと認めます、即ち本案は議長指名十八名の委員に付託することに決しました――日程第十四、醫師法中改正法律案第一讀會の續を開きます――委員長八木逸郎君。

第十四 醫師法中改正法律案（八木逸郎君外十四名提出） 第一讀會の續

（委員長報告）

〔八木逸郎君登壇〕

○八木逸郎君 簡單に委員會の經過及結果を報告致します、委員會は委員長理事の選擧を致しました日を除きまして、三回委員會を開きました、其の中の一回は懇談會を開きまして、委員と政府委員と意見の交換を致しました、其結果御手許に廻つて居るやうな修正が出來まして、其修正の結果政府は全部同意を致しましたし、委員も全部出席可決を致しましたのであります――滿場一致で可決を致したのであります、其修正は隨分澤山のやうでありまするが、御手許に廻つて居りまするが故に、之を申上げることを省略致しまして、其中の要項に付て簡單に御報告を致したいと存じます、一つは現行の醫師法と同一の意味であると云ふことで、削除になつた箇條があるのです、又法文には載せなくとも現行の醫師會規則に載つて居るから、殊更に此法文に載せる必要はないと云ふことで、或文章は削除になつて居りま

す、又法律に載せなくて勅令によろ方が法文の體を成すと云ふことで、其部分を削除した、さう云ふことが主でありまして、而して提出者が望みました所の趣意、即ち法律を以て強制して醫師會を法人にする、而して不正行爲に向つて行政處分を求めると云ふことも、勅令若くは訓令の方法に依て、此法文は現行法の通りに致してあつても出來ると云ふ政府の辯明がありましたから、其趣意並に醫師會の行動若くは醫師會の役員改選等を命ぜられました場合に、此等に對する救濟の途に向つても、斯樣な主もなるものに付ては悉く提出者の意見が通つた――可決を致した次第であります、委員會は右のやうな次第でありますが、茲に附加へて一寸言明旁々御報告致して置きたいのは、此醫師法が成れば――此の醫師法中の改正が成れば、世間の或者は――或部分は改正の內容如何を認めずして斯樣な事をして強制すれば醫師の組合が非常に藥價を高くして醫師の「トラスト」をするであらう、それは社會政策上甚だ面白くないと云ふやうな感を以て、反對をされて居る者が大分此委員外に在つたやうであります、併し左樣なことはないので、醫師の藥價を極めるが如きことは今日もやつて居りますが――醫師會の內規に屬することです、其醫師會の內規は地方長官の認諾を得て濟るのであります、又藥價を定めます外に貧民を救療する、若くは極く低い部分には藥價を下げて療治するとか、診察料を負けるとか云ふことは、殆ど醫師會の現在の內規に書いてあります、而してそれに依て地方長官の許しを得て行つて居るのでありますが此等醫師會を強制するに付ても、何等此等の點に觸れて居る所が無いのであります、尙ほ醫師會が醫師法に依て強制されるのは、醫師それ自身が相互の品性を向上すると云ふ事が目的の第一でありますから、左樣な貧民苛めをするやうな事は、斷じて無いと云ふ事を茲に言明致して置きます、滿場の諸君御贊成あつて通過せしめられむことを希望致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　本案の第二讀會を開くや否やを御諮り致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　第二讀會を開くことに御異議は無いと認めます。

○岩崎勳君　直ちに本案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して委員長報告の通り可決確定あらむことを希望致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はないと認めます、即ち直ちに第二讀會を開き議案全部を議題と致します。

醫師法中改正法律案　第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　別に御異議がないと認めます仍て第三讀會を省略して議案全部の可決確定を宣告致します。

○野村嘉六君　此際議事日程變更の緊急動議を提出致します、さうして目下最も必要なる露國との關係に付きまして、政府に質問を致したいことがございます。

○岩崎勳君　野村君の日程變更の動議に贊成の意を表します。

○議長（大岡育造君）　日程變更に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て日程は變更せられました――望月小太郎君。

露國の單獨講和に關する緊急質問（望月小太郎君提出）

露國の單獨講和に關する緊急質問

大正七年二月二十三日

提出者　望　月　小太郎

〔望月小太郎君登壇〕

○望月小太郎君　本員は極めて簡單に、重大なる時局の發生に伴ひまして、當該外務大臣の懇切なる御說明を要求する爲に、政府に質問を提出致します、事は昨日我國に入電致しました所の露獨單獨講和に關しまする此事の有無及經過、之に就ては申す迄もなきこと、國民上下の最も剴切に其說明を希望致して居る點であると確信致します、隨て此要求する說明の意味を分明ならしめる爲に、簡單に左の三點に付て御說明前に、當局外務大臣の御注意を希望致します、第一は即ち昨年九月露獨の間に非併合、非賠償主義の下に於て單獨講和を致しつつあることが、遂に獨逸の詭計に乘ぜられ、憐むべし我露國は（笑聲起る）我同盟の露國は此電報に依りますれば、殆ど屈服的に講和を致しつつあります、そこで此經過に付て先日も申上げた如く、是は事物自然の成行である、當該外務大臣としては急轉直下などと云ふ遁辭を設けられず、明晰に御說明を願ひたい、第二は此露國に對する與國間の政策に對して、茲に公文書の上から引用致して見たい、英米の意見の相違でございます、是も一言申述べて置きます、英國の「ロイドジョージ」總理は露西亞の如きは獨り露西亞人民に依てのみ救濟し得られるものである、斯樣に言つて居ります、然るに米國大統領は一月八日の米國議會に與へたる第六條に至りますれば、露國の總ての改革を歡迎し而して末文に「否歡迎以上露國の必要とし且つ希望する總ての援助を爲す事を誠實に保障するものなり」斯樣に申して居ります、英吉利の冷かなるに對し、米國の溫かなる此文意の相違、而して我國は一面は倫敦宣言に於て露國と共に非單獨講和の一人であると云ふ義務及權利、第二には若し此露獨單獨講和が右電報の如く成立したものと致したならば、日露協約なるものは世界萬國の眞中に於て、白晝公然蹂躪せられたと申さざるを得ない、斯かる場合に於て聯合與國との協定は、恐らくは搤腕なる外務大臣には未協定でありませう、若し是が協定濟であつたならば、洵に國家の至幸であるから、此事も御說明を願ひたい、而して第三不幸與國との未協定であると云ふ場合には、我國は居ながらにして、此獨逸の少くも東部亞細亞に向つては跳梁跋扈を默視致して居るのであるか、或は我れは自衞上必要なる手段を執らなければならぬ――執りつつ行くものであるか、此以上は伺ひませぬ、此三點に付ては希くは國民の惑を解く爲に、當局として懇切なる御說明を願ひたい、最後に唯今國民新聞の號外に依て見ますると、內田大使引揚と云ふ電報も見られます、旁々是等を綜合致して見ますると、此露獨單獨講和の某所著電と云ふのは、常に外務省に依り各新聞社會に配付致して居りまする前例に對して、殊に當局外務大臣の懇篤なる說明を要求致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　本野外務大臣。

〔國務大臣法學博士子爵本野一郞君登壇〕

○國務大臣（法學博士子爵本野一郞君）　唯今望月君からの御質問に對しては、簡單に御答致したいと思ひます、露獨の間に單獨講和が出來たかどうか、其事實が聞きたい――外の問題は總て之に牽聯致して居る問題と思ひます、此點が明かになれば外は殆どもう答辯を要せぬ位なものだと思ひます、御承知の通り露獨の間には久しい間講和談判が繼續中であります所が御承知の通り一旦其談判と云ふものは不成立になりまして、雙方の委員が分れたと云ふことになつて居る、是は諸君も御承知の通り既に新聞で報道された事でございます（「秘密會で無いから高聲に願ひます」と呼ふ者あり）而して露西亞の方では講和談判は破れたけれども、戰爭はもう止つたものであると云ふことを、露西亞の外務委員の「トロツキー」と云ふ者は宣言したのであります、獨逸の方では講和談判が破れた以上は、戰爭狀態に復したのであるからして、更に戰鬪行爲に取掛かると云ふことをやり始めた、其結果として段々進軍し始つた所から、露西亞の方では是は各方面へ無線電信で傳はつたとして外務省の方には報告が參つて居ります、獨逸の講和條件を承諾した――獨墺の講和條件を承諾したと云ふ電信を露西亞の方から獨墺側に發した是丈の事は分つて居ります、併ながら之に對してまだ獨墺が承諾の意を表したと云ふ事の報告は得て居らぬのであります、從て單獨講和がまだ成立つたと云ふことは言ひ得べき時期に達して居ないと認めて居ります、尙ほ愈々單獨講和が成立つならば、帝國政府に於ては如何なる處置を執る積りであるかと云ふ御質問でございます、是が最も重要な御質問と思ひまするが、無論此點に關しましては、帝國政府に於ては考慮して居る次第でございます、今此席に於て若しさう云ふ事があつたならば、どう云ふ事をする積りであると云ふ、それは此處で明言致すことは出來ませぬ、是で望月君の御質問には答へたと思ふ。

○望月小太郎君　今の內田大使の事に付ての御說明は、まだ――外務大臣は忘れて居らるるやうである

〔國務大臣法學博士子爵本野一郞君登壇〕

○國務大臣（法學博士子爵本野一郞君）　それは甚だ相濟みませぬ、內田大使の事に關しましては電信が參つて居ります、露都の形勢が隨分危くなつて來ました結果と致しまして、五大國の使臣が會議を致しまして、一應露都は引揚げると云ふ事に決定致しました、多分此汽車の準備等が整ひましたならば、今日あたりは露都を發した筈でございます、それ丈の報告が參つて居ります。

○望月小太郎君　此場合外務大臣へ細かくは承はり

ませぬ、又大變で宜しい、不幸露國と獨逸が講和を締結致した曉には、露國は純然たる日本及聯合與國の敵國となる狀勢に在ります、故に此露國の救濟に對して、先刻本員が英米の意見と不一致の點迄も申上げた如く、是等に付て帝國は當然英米と協調を今日爲しつゝありませうな、其事の有無如何。

〔國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇〕

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君) 此問題は無論重要な問題でありますから、聯合與國間の意見の交換は絕えずやつて居る事でございます、左樣御承知を……

○望月小太郎君 然らば今日に至つては當然國交斷絕として露國に對し之を取扱ふものと認めて宜しうございますか。

〔國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇〕

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君) まだ國交斷絕と云ふ迄の點には達して居りませぬ。

○議長(大岡育造君) 日程第十五、纖維原料政策及織物廣幅獎勵に關する建議案を議題と致します――武藤金吉君。

第十五 纖維原料政策及織物廣幅獎勵に關する建議案（武藤金吉君外一名提出）

纖維原料政策及織物廣幅獎勵に關する建議案

纖維原料政策及織物廣幅獎勵に關する建議

一 政府は速に棉花の自給自足の根本方針を確立すへし

一 政府は帝國內に於て緬羊飼育の計畫を立てられしと雖羊毛の需要供給の實に副はす宜しく國外に於て之か自給自足の途を講すへし

一 政府は帝國の蠶絲業政策を確立すると同時に支那民國の蠶絲業を指導扶掖し經濟的善隣の誼を全うすへし

一 政府は絹絲紡績に關する科學を講究する爲適當の學校に速に之か施設を爲すへし

一 政府は一般織物を幅鯨尺一尺八寸（二十七吋）長鯨尺四丈八尺（二十碼）以上連續せる廣幅に改めしむる爲之か獎勵の方法を講すへし

右建議す

〔武藤金吉君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○武藤金吉君 纖維原料政策及織物廣幅獎勵に關する建議案の要旨を說明を致したいと思ひます、其要旨は一、政府は速に棉花の自給自足の根本方針を確立すべし一、政府は帝國內に於て緬羊飼育の計畫を立てられしと雖も、羊毛の需要供給の實に副はず、宜しく國外に於て之が自給自足の途を講ずべし、一政府は帝國の蠶絲業政策を確立すると同時に支那民國の蠶絲業を指導扶掖し、經濟的善鄰の誼を完うすべし、一、政府は絹絲紡績に關する科學を攻究する爲め適當の學校の速に之が施設を爲すべし、一、政府は一般織物を幅鯨尺一尺八寸二十七吋長さ鯨尺四丈八尺二十「ヤール」以上連續せる廣幅に改める爲め之が獎勵方法を講ずべし、是が建議の項目であります、此五項目に對しまして極めて解り易く說明を致しまして御協贊を得たいと思ふのであります、御承知の如く此纖維原料政策即ち棉花羊毛絹絲に就きましては、それ〴〵政府當局に於きましても、詳細なる調査をされ、又研究をされて居りまするが、未だ是等の自給自足の根本政策は、未だ完からずと申して宜からうと思ふのであります、而して其中の綿花の政策に至りましては、我帝國は遺憾ながら棉花の自給自足と云ふ事に就きましては、棉花の栽培地を持ちませぬ、若し臺灣朝鮮の新領土に於きまして之を栽培致しますとしても、我國の今日の需要の十分の一も充たす事は出來ないのであります、而して此棉花の問題は現在に於て、將來に於て非常の大問題でありまして、即ち國防の計畫、鐵の問題、食糧の問題と共に並んで是は進んで行かなければならぬ重大な案件であると思ふのでありまず遺憾ながら此棉花の輸入、此紡績、此原料を取ると云ふことに就きましては、未だ吾々は之に安心をする時機に至つて居ない、我國家の輸入額は約二億八千萬圓になつて居ります、而して其紡績の錘數も、今日は二百八十萬錘になつて居ります、然るに此棉花の根本方針は全く立つて居ないと思ふのであります、政府は現在に於て將來に於て之をどうする積りであるか、此問題に付て具體的の調査を以て、現在及將來、此棉花の自給自足を圖ると云ふことは、最も今日の急務であると信じまして、此問題を提出を致しました次第であります、次は羊毛の問題であります、此羊毛の問題に付ては、豫算の表てに於きまして、諸君も御承知の通り、二十五箇年計畫三十餘萬圓を以ちまして――三十萬圓餘を以て國內に於て百萬頭の緬羊を造つてやつて行くと云ふ事でありまするが、恐らくは此問題は憲政會の諸君等は、廢案にして仕舞ふと云ふ迄否決の案を出された位であります、私共此計畫は農家の副業として良いと思ひますが、二十五年の後に果して政府が此目的を達し得るや否やと云ふ事に付ては、未だ疑を去る事は出來ぬのであります然らば我國に於て昨年の如きは輸入額に於て四十萬圓、其斤量に於て一千萬斤の羊毛は各國から泣くが如く拜むが如くにして買入れて居ります、即ち今後の羊毛の輸入の途に付きましては、幾ど成案が無いのでないかと思ふ、而して此羊毛の紡績事業の如きは、未だ其錘數も僅か十九萬錘しかありませぬ、然らばどうして我帝國は此羊毛を得ると云ふ事は、是亦棉花と同樣に、此問題を考慮しなければならぬ秋で無いかとも私は考へまする、此羊毛の政策は隣國支那、即ち我帝國の勢力範圍になつて居ります所の滿洲及蒙古方面に此羊毛買入の方法を採ると云ふ事は、最も國內に於て此緬羊飼育の計畫をなすと同時に、立てなければならぬ問題で無いかと思ふ、御承知の通り滿洲蒙古は帝國の約五倍の土地を有し、現在居る所の緬羊の如きも、正確の統計を得る事は出來ませぬが、約二百五十萬頭と稱して居る、是が飼育の改良羊毛の改良等に付きましても、南滿洲鐵道會社等に於きましては、既に數年間の試驗も積で居る、又試驗の成績も公表されて居る、然らば此方法は何故に一日も速く滿洲蒙古方面に採らぬのであるか、之を採つて自給自足の策を實行するに於きましては、確に我帝國に於て此 毛の事業と云ふものは差支ない位になると思ひます、それをするに付きまして政府は直接に之を行ることは出來ますまいから滿洲蒙古方面に飼育の研究場を、個人なり會社なりがやりますれば、相當の保護をし、又個人なり會社なりが羊毛買入の途を立つて參りますれば、保護獎勵する相當の方法を講じてやりますれば、此羊毛の自給自足と云ふ事は、寧ろ棉花の自給自足よりも、此案を實行すると云ふ事が宜しく無いかと思ふ、然るに國外に於て――啻に帝國內に於て許りでなく、國外に此政策を行ふと云ふ事が最も喜ぶべき事でないかと考へて、此案を提出致した次第であります、次に蠶絲業政策であります、此蠶絲業政策に付きましては、多年私は此演壇に立つて唱道して居りますから、今日は極めて省略して詳しき事は申しませぬ此蠶絲業の絹絲に付きましては、今日非常の產額を增しまして、世界の生產額の五割以上を出して、而も此世界戰時中に於きましても、優に歐米各國に輸出をなし種々なる相場の變動――時局の危險にも際會して居りますが、其割合には相場も下げずに置くと云ふことは、國家の爲に誠に仕合せであります、併ながら政府は國內に於て物價の調節令を出して、さうして暴利を貪らんとする者を取締る事には御注意になつて居りますが、此生絲の――蠶絲の相場の變動に付きましては、何等の表に現はれた取締の御注意が少しも足らぬ――少しでない、大に足らぬやうに私は見るのである、亞米利加から或商賣人の電報が米國は生絲を買はないやうになると云つて來た然るに橫濱の生絲試驗所から特派されて居る所の官吏は、心配するに及ばぬと云ふ電報を打つた、一方は輸入禁止になる、相場が變動致すと云ふことが橫濱に入る、一方農商務省の支配の下に居る生絲檢査所の官吏が打つ電報は、之に反對になつて居る、橫濱の商人が受取る電報と非常な懸隔がある是が爲相場の上に一日の內に非常な惑を生ずる、長い間此相場が保てない、加之彼の橫濱蠶絲取引所の如きは、定期市場に於て此電報の變動如何に依て賣買をするものでありますから、非常に地方の養蠶家に迷惑を掛け、製絲家に迷惑を掛けた、故に戰爭以來生絲の上の賣高、輸出貿易額は增進致して居りますけれども、此間に於て少しも營業の安固と云ふ事を未だ認むる譯にはいかぬ、此の如く一の電報に依て、二十萬三十萬乃至五十萬も致す相場の關係を持つ問題に付きまして、何故に政府は是等の御取締をなさらぬか、御取締にならぬ許りで無く、是等の事は十分に同業者をして安心させる丈の方法を講ずるのが、現在の今日に於ける所の急務である、同時に更に帝國の蠶絲業政策に付きましては、未だ敎育の點から行きましても、資金政策の點から行きましても、金融機關に付きましても、總て當院は多年建議案となり、法律の改正となつて希望を囑せられて居る所の蠶業政策は未だ行はれて居らぬ加之是に伴ふ所の總ての事情、制度の改正若くば船腹の關係爲替の關係等に付ても非常に國家の經濟の上から又全國に於ける多數の生產業者を保護する上から、大切な問題であるにも拘らず、未だ蠶業政策が確定を見るに及ばぬのは遺憾とする、此場合に於て益々羊毛棉花と

並で蠶絲業政策を確立して、國内に於て之を指導し而して鄰國支那の蠶絲業に付きましても、亦深く考へなければならぬのであります、御承知の如く支那の蠶絲業は世界生産額の二割五歩を現在に於て出して居る今や支那の蠶絲業は全く帝國が之を指導扶掖して製絲に於ても養蠶に於ても種子の改良に於ても經濟上の關係に於ても鄰國支那の蠶絲業を助けて導いて行くと云ふ方針を採るのが帝國の任務であると同時に、又我本國に於ける現在の蠶絲業をして、完全に將來に之をやつて行く所の途であらうと思ふ、然るに支那の製絲及養蠶總ての事に付きましては、從來は政府は極めて支那の養蠶は餘り進歩させてはいかぬ、製絲も餘り構つてはいかぬと云ふ方針でありますが、今日は稍々其考が違つて參つて、政府に於きましても是れが注意を拂はれて、支那の蠶絲業は即ち指導誘掖をして經濟關係を結んで製絲業の如きは我帝國の製絲業と共にやつて行かなければならぬと云ふ御考を持つて來たと云ふことは喜ぶべき事であります喜ぶべきことでありますが實際に於て何等の施設も爰に見る事の出來ないのは甚だ遺憾とするのであります故に此方法を蠶絲業政策の上に實行して隣りの國の支那を指導裨益して經濟關係を密接にして世界に於ける所の蠶絲業の覇權を我帝國が握ると云ふ所の確實なる政策を今日に於て立てることが必要であると思ひまして此案を提出致しました次第であります次には此蠶絲に關係を致しまして、絹絲紡績に關する學問を攻究する爲に政府は適當なる學校に其施設を速にして貰ひたいと云ふのであります、本年の豫算の上には文部省の所管の方では、上田蠶絲學校から此豫算を要求したら、大藏省に出て取消されて仕舞ふたさうでありますが、誠に是は殘念であります、我絹絲紡績の原料は、即ち生絲屑物が原料であります、現在に於て二百萬貫屑物があるのであります、此屑物が屑物として外國に出ますからして屑物の價にしかならぬ、之を晒白致しまして絹物紡績に製しますれば、現在の二百萬貫は價に致しますれば、屑物でありますれば、僅に一千萬圓の上しかないのでありますが、之を絹絲紡績にして出しましたならば、優に五六千萬圓になつて出るのであります、然るに絹絲紡績の現在の状態はどうかと申しますれば、錘は僅に十一萬四百錘しかございませぬ、而して此會社は鐘ヶ淵紡績、富士紡績、もう一つ磐代福島縣に一箇所あります、此三箇所しかない而して今や此工業發展の場合に於て、實業家は資本を投じて之をやらうとしても技師がありませぬ又機械の製造する所の場所がありませぬ錘がありませぬ爲に近來は唯々之を屑物を晒白して出す丈の運びは出來て居る會社は七八つ會社がありますけれども絹絲紡績をする所が無いのであります故に此絹絲紡績の科學の研究をする所の學校は或は上田蠶絲學校か東京西ヶ原の蠶絲學校か若くは高等工業なりに追加豫算を出しても、急設を致しまして此屑物を絹絲紡績にする、即ち廢物を利用して國家の用に立たせると云ふことは、最も必要であるのみならず、殊に又世界の戰亂は斯の如く紛糾して、綿も來ない羊毛も來ないと云ふ場合に於きましては、此絹絲紡績は防寒用の毛織物に優るのであります、又木綿に比して强力に於て持つ力に於て、木綿より以上であります内地に於て二百萬貫の屑物がある、又支那に一百萬貫あります、三百萬貫の屑物を之を絹絲紡績に致しますには約百三十萬錘の錘が要ります、此百三十萬錘の錘を拵へても、此原料に匹敵する譯でありませぬが、一朝國家有事の日に於て、若し棉花の輸入が不足し羊毛の輸入が不足した時に、此絹絲紡績を以て國家の急に應じ、棉花羊毛の代用をすることも最も必要である、殊に此自給自足と云ふことに付きましては、棉花羊毛絹絲紡績等でありますが、私は自給自足と云ふことは、國内に於て有る原料を以て總てのものに充てるのが自給自足の策でないか、何ぞ木棉羊毛で絹絲紡績の區別をする必要はない、國内に有るものを以て間に合はす性質が自給自足の根本方針と思ひます、然るに斯る事を考へずして羊毛が來ないと云つて英吉利政府に泣きつき、亞米利加政府に泣きつき、綿の如きに付きましても、其成行に任して置くと云ふことは、口に自給自足を唱へても實際自給自足の政策が行れて居るものでないと思ふ況や此世界の戰亂に於て絹絲は贅澤品である、奢侈品であると云ふことは取除けて仕舞つて、絹絲は軍需品中で最も重要なる物品になつて居ります、彼の爆彈若くは大砲の彈丸は、從來綿若くは紙若くは絹絲等で包まれましたものが、今日は爆彈大砲の彈丸は此絹絲紡績で織りました織物でなければ爆發の効力が鈍いと云つて而も此織物を以て造つて居るのであります又飛行機の羽の如き又世界各國の軍隊で用ゆる「シヤツ」の如き毛ばかりでは持たぬからして絹絲を上に入れて毛を入れると云ふ織物が織られて居ります戰時中に於ても此絹絲、即ち生絲絹絲紡績は今日に於て用を爲して居る又防寒用に付きましても私は防寒用具として毛皮若くは羅紗が一番重要なものと思ひましたが自分が寒い所を旅行して見ますと防寒用は毛皮の次は眞綿であります即ち絹絲紡績の如き防寒の上から云つても、小さい點から云つても、最も此自給自足に當嵌めて攻究する必要がありはせぬかと思ひます、併ながら之を拵へるには技師も無ければならぬ、學問も無ければならぬ、此學問も無い、技師も無い併ながら今日科學の發達は直ちに之を施設して、攻究すれば機械も出來、技師も出來ますから、私は絹絲紡績を速に自給自足の方針に從つて施設をする、殊に取敢へず追加豫算なり出して施設して貰ひたいと云ふことが、此建議案の要旨の一であります、次は一般の織物を廣い幅に致しまして、幅一尺八寸長さを四丈八尺以上連續する所の廣幅の織物にすると云ふことを奬勵することに、政府で努めて貰ひたいと云ふのであります、諸君、世界中に於て九寸幅で二丈八尺乃至三丈の一反を以て一人前に充てると云ふが如き著物を作る國民は、世界中廣しと雖も日本より外に無いのであります、支那印度朝鮮の如きも幅廣を用ひて居るのであります何故それなら廣幅にするかと申しますと廣い幅を用ゆる――廣幅にする以上は先づ國民生活の上に於て非常に得があるのであります、又外に向つては世界共通の織物を織つて輸出することが出來るが日本の織物は何れの國に向つても輸出が出來ぬのであります日本の如く此絹絲に於て殆ど世界の生産額の五割以上を持つて居る所の、此原料の豐富な國で國民の著る著物が舊來の九寸幅一反のものに小切れでやつて居るものは、どの點から考へても是れは不經濟であります、個人の經濟のみならず、國家の不經濟であります、故に此の廣幅を奬勵致しまして、國民生活の上から改正を致して置くと云ふことは必要である、どう云ふ風の計算が出るかと申しますと、今日の一反物でありますと小さい人は――野田卯太郎君の如き人は一反で足らぬか知りませぬが、八木逸郎君の如き御方には一反で大分餘ります、普通の人でありましても五尺や八尺は大低餘る、是は何もならぬ、非常に不經濟で、假に現在の織物が四反あれば五人分の著物が出來る、又年寄に依りましても、一軒の家で御母さんも、娘さんも、其妹さんも、皆やると云ふことになりますれば、亦織る方に致しましても、自然廣幅にすれば機織の改良を促すことになります、又染色の點に於て、品質の點に於て、勞働能率の點に於て、非常に經濟であります、之を一度實行しましたならば、國家の經濟の上に亦個人の經濟、勞働の能率、總ての點に於て非常な得のあるものが未だ行はれて居らぬのであります、併ながら之を一時に急に改めると云ふ事は、何千年と云ふ習慣もありますから出來ませぬが、漸次政府が之を奬勵して、内に於ては國家の經濟を圖り、又國民生活の經濟を圖り勞働能率を餘すやうにし、外に向つては世界に我織物を輸出すると云ふ事が、最も必要ではないか、諸君、既に昨年に於ける所の輸出織物は、木綿「メリヤス」等に於て一億三千萬圓輸出されて居ります絹織物に於ては羽二重其他の加工品が七千萬圓、即ち絹綿織物の輸出が約二億に達して居ります本年の如きは二億五千萬圓の織物が必ず輸出されるであらうと思ひます、是等の織物は此戰爭中に於ても、世界各國の國民の必需品でありますから、中々注文が入つて來る、是は政府が奬勵したのでもなければ、當業者が努力したのでもない、然るに昨年の如きは一箇年に三千萬圓も絹織物のみに於て激増して居る、本年の如きは此分で行きましたならば、縱し亞米利加が制限令を出しても、五六千萬圓は殖えると思ひます、加之印度支那方面に於ては、此絹綿織物を非常に嗜好して居ります、然るに日本の此織物は染色に於て、織方に於て、或は意匠に於て、其他總ての點に於いて、亞米利加の機や、或は佛蘭西の機や、伊太利の機に比して、決して劣つて居りませぬ、其技術に於て、織方に於て、染色に於て、決して遜色のあるものではない、然らば幅さへ擴げて行つたならば世界の人類は吾々日本人の嗜好する物を買ふのであります、現に近來賣れまする所の織物を見ますと、縮緬類の如き、又それより品位の下つた此一般の下層階級、中流階級に向ふ紬銘仙類を非常に歡迎します、印度支那に於ては上中下を通じて歡迎されて居ります、又餅の如きは印度婦人の袴になり或は支那婦人の著物になつて居るのであります斯の如き狀態でありますから、此織物を廣幅にすると云ふ事は、非常に私は國家内外に對して急務であ

らうと信じます、併ながら之を改良するに付きましては、從來の習慣を一掃すると云ふ事が、非常に困難でありますから、政府は適當の方法を以て、先づ此廣幅に織ると云ふ事を奬勵し、而して外國に輸出する織物を奬勵すると云ふ事が、今日非常に急務ではないかと考へます、是が此纖維原料政策及織物廣幅奬勵に關する建議案の要旨であります、尙ほ細かい事を申しますれば、何程でも材料もありますけれども、それは却て御迷惑と存じまするから、先ず大體の趣意を申上げまして、御協贊に與つて、此案の成立するやうに、而して政府に於きましても御實行なさるやうに致したいと考へます、何分宜しく御願ひ申します(拍手起る)

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられむことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議が無いと認めます、就ては議長指名九名の委員に付託することに決しました、日程第十六、陰陽連絡廣江鐵道速成に關する建議案を議題に供します――提出者恒松隆慶君。

第十六　陰陽連絡廣江鐵道速成に關する建議案(恒松隆慶君提出)

陰陽連絡廣江鐵道速成に關する建議案

陰陽連絡廣江鐵道速成に關する建議

本鐵道は山陰山陽中部を横斷すへき連絡鐵道の豫定線にして藝備雲石に牽聯し其の沿線に於ける鑛物薪炭木材等の產出を促し殊に軍事商業及文化の開發上頗る緊急な線路なるを以て曩に第十二回、第二十七回及第二十八回議會に於て建議したり然るに其の後政府は或は調査に或は國費の緩急に藉口し二十年の久しき荏苒未た其の計畫に著手せしを聞かす國家の進運上徒に政府の施設に俟つこと能はさるを以て遂に廣島三次間に私設輕便鐵道を敷設し以て一時の急に備ふるの已むなきに出てたり今や各地方に於いて豫定せられさりし新線の續々建設せらるゝの時に方り獨り多年急設を要望したる本線に對し其の畫策する所なきは甚た遺憾とする所なり若夫れ政府に於て速に本鐵道の敷設に著手し難き實情の存するあらは廣島三次間の私設輕便線を利用し以て廣島縣下三次より島根縣下江津間に輕便鐵道を速成すへし

右建議す

〔恒松隆慶君登壇〕

〔拍手起る〕

○恒松隆慶君　曩に先輩の武藤君が、提出の理由を喋々述べられました其後に出た私が、餘り長い事を申述べますると、諸君の倦怠を來しますから、出來得る丈は簡單に致しますが、併ながら折角此所に登つたことでありますから、暫く諸君の御耐忍を願ひたいと思ひます、此建議案は山陰山陽連絡豫定線中最も重なる線路でありまして、鐵道敷設法發布の當時、既に之を豫定線に繰入れてあつた線であります爾後屢々不肖などが速成の建議案を出しまして、本院に於ては何時も全會一致を以て可決して下さつたのであります、亦政府も本線を重要視して兩度まで調査して居るのであります、然るに近來何となく他に重きを置かれて、新線路計畫或は延長と云ふやうな時機に達したにも拘らず、本線を度外視して恰も繼子扱をして居るやうな感を持つて居るのであります、詰り運動が足らない結果であるかも知れませぬが然るに本線は廣島と島根の濱田とを連絡するのが目的でありますけれども廣島市と備後の三次間の四十二哩は政府でやつて吳れなければ仕方がないと云ふので地方の人が非常な奮發を以て、藝備鐵道株式會社が輕便線を敷設しまして、大正四年六月より既に開通して居りますし、又濱田と江津間は僅か十餘哩で、是は山陰鐵道が既に敷設に著手して今工事中で御ざいます、是にも矢張來年度には出來上る、結局私も幾分讓步しまして、廣島三次間は姑く措いて其代り三次より川本を經て江津の間約六十四哩丈を建設して吳れてはどうであるかと云ふのであります本線を敷設するには幾許の金を要するかと云へば、建設費約一千四十萬圓で、而も此中には物價騰貴の割合も見込んであるのであります、斯樣な次第でありまして、廣島縣と島根縣とは腹と背と相接して、中國の中樞部を成して居る、產業上其他極めて密接不離の關係あるは勿論、軍事上には我濱田聯隊區には廣島縣下の幾三部が屬して居り、松江聯隊區にも矢張廣島縣下の或一部が所屬して居りますが、每年十二月の新兵入營の時には、遠方の是等の諸部から遙々二三十里の嶮岨なる山路を步いて來ねばならぬので實に每年苦しい目を見て居るのであります、併ながら是は平時でありますから、少々不平不滿位があつても我慢も出來ませうが、一朝有事の時にはどうなるか、是等の聯隊動員の不便は想像外でありまして、現に北淸事變や日露戰役の折にはどうであつか、濱田の二十一聯隊は、廣島迄僅か三十里の路を三日も費したと云ふ次第であります、昔でさへも左樣な事であるが、兵は拙速を貴ぶと云ひ、又神速機敏は用兵の第一要件として居るのに、飛行機や自動車を應用する今日、斯の如き動員上の缺點を輕々に看過すのは實に吾々は合點が行かぬと思ふ次第であります、軍事に交通に產業に此の如き不幸を蒙つて居りますので、廣島縣は三次町長、又島根縣は邑智郡川本村長其他より、年々請願を提出して居りますが、いつも院議は採擇になるのである之を滿場一致で可決して下すつても、未だ實行の運びに接するに至らぬである、山陽と山陰とは日本の裏と表で、天與の惠に於て既に大なる厚薄がある上に更に人爲を以て此暖かな所でのび／＼と育つた子供を可愛がつて、益々其成長を助けながら、山陰道のやうな不幸なる文化產業の發育不完全な所の民は、繼子扱ひにして、營養不良に陷らしむると云ふことは、慈悲ある親として――一視同仁を本旨とする國家として如何でありませうか斯樣な事は鐵道國有の本義には悖りはせぬかと思ふのである、そこで此日本の脊髓となつて居る山陰山陽の境の重疊たる大山脈には、澤山の鑛物と千古斧斤の入らざる大森林が、連々幾十里の間連續して居りますが運輸機關なきが爲めに、此等驚くべき多量の富は空しく死藏せられて居るのであります、そこで民間の有志は此政府の緩慢なる措置を遺憾と致して、遂に廣島と三次の間に前陳の如く輕便線を敷いて、一昨々年來國家の補給も受けずして之を經營し、國家に忠勤を盡して居るのである、斯樣な次第でありますからして、此輕便線の爲めに三次以南は差當り交通運輸の便も開けて參りましたが、三次以北は依然として河船や馬の背で不便を忍んで居るのでありますから、どうか政府は此輕便鐵道を利用して、三次より川本を經て江津に至る間、即ち山陰濱田線に連絡する所の鐵道を敷設するの計畫を立てゝ貰ひたいと、諸君に同情して貰ひたいのである、それに付て本線路が若し出來ないと云ふ事ならば、本線路は一千萬圓位で五箇年位の計畫で造作もないのであるが、已むを得ずんばそれを負けまして、輕便鐵道でも宜しう御ざいますから、さうなれば金も少額で敷かれるから、若し本線路が暇取るならば、差向き輕便鐵道でも宜しいから、速に敷設して焦眉の急を救はれむことを滿場諸君に三拜九拜して諸君の御贊成を願ふのであります、

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はないと認めます、即ち本案は議長指名九名の委員に付託するに決しました――日程第十七、優良職工表彰に關する建議案を議題と致します――委員長澤來太郎君。

第十七　優良職工表彰に關する建議案(成田榮信君提出)　委員長報告

〔澤來太郎君登壇〕

○澤來太郎君　本員は極めて簡單に本案委員會の大要を御報告致します、本案に關して委員會を開きましたこと前後僅に二回、而も各委員非常なる御盡力の結果、之れを修正可決致したので御ざいます、如何やうに修正したかと申せば、建議案文中「政府は速に優良なる職工に對し」とある下に「國家的統一に」の六字を加へた丈であります、統一的に表彰するの途を開かれんことを望む、斯樣に修正致しまして、全會一致で可決したのであります、會議中政府より農商務省を始め各關係政府委員が御出席になりまして、此案の精神に對して、多大なる同情を表せられたのであります、尙ほ御參考までに一言附加へて置きたいことは、從來と雖も民間職工並に官役職工に對しましては、夫々此表彰の途を講ぜられて居るのでありますけれども、一も統一して居らぬのであります、即ち海軍省に於ても職工に對して其考の儘に表彰して居り、農商務省に於ても、鐵道院に於ても、皆區々に表彰して居るのであります、少しも國家的に統一されて居らぬのであります、此意味に於て所謂國家統一的に表彰する途を開かれんことを望むと修正したのであります、申すまでもなく此案は職工の精神を向上せしめ、又我が製造能力を發達助長する上に於て、寔に時代の要求を充たす上に於て、必要缺くべからざる大なる案と存じますから、願くば滿場一致を以て御贊成下さることを偏に希望致して已まぬのであります。

○岩崎勳君　本案は委員長報告通り可決せらんことを希望致します。

〔「賛成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長報告通り御異議なきものと認めまして、本案は可決致しました、尚ほ御諮り申すことがあります、第二部選出懲罰委員山田正年君、第七部選出懲罰委員日田久内君、第八部選出懲罰委員大森興三次君、第四部選出懲罰委員鈴木富士彌君、右何れも常任委員辭任の申出があります、許可して御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がないと認めます、各其部に於て速に補缺選擧を行はれむ事を希望致します、是にて散會。

午後四時十九分散會

○大正七年二月二十六日（火曜日）

午後一時二十六分開議

議事日程　第十五號

質問

一　馬匹奨勵に關する質問（八田宗吉君提出）

二　東三省に於ける排日行動に關する質問（伊東知也君提出）

三　自動車取締に關する質問（高見之通君提出）

四　警察官の行動に關する質問（横山勝太郎君提出）

五　都市經營政策に關する質問（高松正道君提出）

第一　私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案（有森新吉君外一名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第二　物價調節に關する建議案（元田肇君外四名提出）

第三　「トラホーム」病豫防に關する建議案（德行健男君提出）

第四　勢江鐵道敷設に關する建議案（天春文衞君外八名提出）

第五　紀勢鐵道建設に關する建議案（岡崎邦輔君外十四名提出）

第六　阿讃鐵道建設に關する建議案（三土忠造君外二名提出）

第七　四國海岸巡環鐵道建設に關する建議案（小西和君外一名提出）

第八　四國沿岸鐵道建設に關する建議案（板東勘五郎君外十名提出）

第九　（特別報告第一號）安倍川治水に關する請願外一件（委員長報告）

第十　（特別報告第二號）大井川治水の請願外二件（委員長報告）

第十一　（特別報告第三號）和賀川河身改修工事の請願（委員長報告）

第十二　（特別報告第四號）淀川再改修に關する請願（委員長報告）

第十三　（特別報告第五號）質屋取締法中改正の請願（委員長報告）

第十四　（特別報告第六號）國有林野を地方自治體に下附の請願（委員長報告）

第十五　（特別報告第七號）帝國在郷軍人會國庫補助の請願外七件（委員長報告）

第十六　（特別報告第八號）愛媛縣宇摩、新居、周桑三郡を第十一師團の管區に編入の請願（委員長報告）

第十七　（特別報告第九號）佐香村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第十八　（特別報告第十號）村山村三ツ木に郵便局設置の請願（委員長報告）

第十九　（特別報告第十一號）鈴田村に三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十　（特別報告第十二號）東南方村東鹿籠西鹿籠部落中に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十一　（特別報告第十三號）上牧村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十二　（特別報告第十四號）鶴姪村上別府に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十三　（特別報告第十五號）豐實村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十四　（特別報告第十六號）金塚村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十五　（特別報告第十七號）花垣村白樫に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十六　（特別報告第十八號）嵜山村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十七　（特別報告第十九號）老川村に郵便局設置の請願（委員長報告

第二十八　（特別報告第二十號）樺島郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第二十九　（特別報告第二十一號）鍋西實久兩村へ電信架設の請願（委員長報告）

第三十　（特別報告第二十二號）志木町郵便局に電信急設の請願（委員長報告）

第三十一　（特別報告第二十三號）江住郵便局に電話事務開始の請願（委員長報告）

第三十二　（特別報告第二十四號）清水町江尻町間特設電話通話料廢止の請願（委員長報告）

第三十三　（特別報告第二十五號）元吉原區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第三十四　（特別報告第二十六號）元八幡區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第三十五　（特別報告第二十七號）元八幡濱區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第三十六　（特別報告第二十八號）元中之條區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第三十七　（特別報告第二十九號）元龍ケ崎區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第三十八　（特別報告第三十號）元佐野區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第三十九　（特別報告第三十一號）元三國區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第四十　（特別報告第三十二號）元武生區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第四十一　（特別報告第三十三號）元野邊地區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第四十二　（特別報告第三十四號）司法代書人法制定の請願外百八十九件（委員長報告）

第四十三　（特別報告第三十五號）生月村に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第四十四　（特別報告第三十六號）石森町に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第四十五　（特別報告第三十七號）市勢村金市に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第四十六　（特別報告第三十八號）手莊村に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第四十七　（特別報告第三十九號）小野田村東小野田に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第四十八　（特別報告第四十號）士別町に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第四十九　（特別報告第四十一號）瀬戸町に登記所設置の請願（委員長報告）

第五十　（特別報告第四十二號）鹽川町に登記所設置の請願（委員長報告）

第五十一　（特別報告第四十三號）中富良野村に登記所設置の請願（委員長報告）

第五十二　（特別報告第四十四號）稻垣村に登記所設置の請願（委員長報告）

第五十三　（特別報告第四十五號）區裁判所管轄區域變更の請願（委員長報告）

第五十四　（特別報告第四十六號）借地權救濟法制定の請願（委員長報告）

第五十五　（特別報告第四十七號）水戸地方裁判所下妻支部權限復舊の請願（委員長報告）

第五十六　（特別報告第四十八號）盲啞教育令發布の請願外一件（委員長報告）

第五十七　（特別報告第四十九號）三次大田間山陰山陽兩道連絡輕便鐵道線路測量及建設の請願（委員長報告）

第五十八　（特別報告第五十號）都城飫肥間國有鐵道敷設の請願（委員長報告）

第五十九　（特別報告第五十一號）三戸千曳間南部鐵道敷設の請願（委員長報告）

第六十　（特別報告第五十二號）五所川原能代間鐵道敷設の請願（委員長報告）

第六十一　（特別報告第五十三號）福山今市間輕便鐵道敷設の請願（委員長報告）

第六十二　（特別報告第五十四號）天鹽線輕便鐵道速成の請願（委員長報告）

第六十三　（特別報告第五十七號）司法代書人法制定に關する請願（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一議員の異動左の如し

滋賀縣大津市選出議員吉村鐵之助君退職となれり

一政府より提出せられたる議案左の如し

朝鮮の生産に係る物品の移入税免除に關する法律案

一貴族院より受領したる政府提出案左の如し

共通法案

一議員より提出せられたる議案左の如し

四國海岸巡環鐵道建設に關する建議案

提出者　小西　和君　井戸文四郎君

物價調節に關する建議案

提出者　元田　肇君　岡崎邦輔君
床次竹二郎君　野田卯太郎君
中橋德五郎君

四國沿岸鐵道建設に關する建議案

提出者　板東勘五郎君　白石直治君
古谷久綱君　政尾藤吉君
藤野正年君　中野寅次郎君
三土忠造君　岡田　榮君
成田榮信君　林　毅陸君
河上哲太君

衆議院議員選擧法中改正法律案

提出者　高木益太郎君　植原悅二郎君
村松恒一郎君　近藤達兒君
堀川美哉君　神谷卓男君

新見三次間鐵道建設に關する建議案

提出者　湯淺凡平君

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

石炭市價調節に關する質問主意書

提出者　長田桃藏君

殖民地統治に關する質問主意書

提出者　牧山耕藏君

石炭需給に關する質問主意書

提出者　工藤善助君

一貴族院は本院の送付に係る左の政府提出案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

貨幣法中改正法律案

登錄稅法中改正法律案

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一去二十三日議長に於て選定したる委員左の如し

重要物産同業組合法中改正法律案

今井今助君　阿部武智雄君
中村喜平君　高見之通君
吉田　中君　荒川五郎君
野村嘉六君　杉山東太郎君
土井權大君

鑛業法中改正法律案

藏內次郎作君　渡邊祐策君
宮本逸三君　齋藤紀一君
中村靜興君　淺野順平君
加治壽衞吉君　山道襄一君
渡邊　昭君

日本勸業銀行法中改正法律案外三件

井上角五郎君　若尾幾造君
吉原正隆君　齋藤安雄君
奧村三樹之助君　鳴海文四郎君
百瀨清治君　中野寅次郎君
河野徹志君　森本是一郎君
高木正年君　今村七平君
久須美東馬君　松岡勝太郎君
佐々木正藏君　佃　安之丞君
石原正太郎君　藤井善助君

農會法中改正法律案

中倉萬次郎君　山内範造君
磯野　敬君　石射文五郎君
井原百介君　齋藤宇一郎君
川崎安之助君　中川隣之輔君
高松正道君

特許法中改正法律案外三件

岩崎總十郎君　田中隆三君
小田切磐太郎君　赤尾彥作君
井島義雄君　鈴木錠藏君
瀧　正雄君　林　爲良君
津田毅一君　北井波治目君
野村嘉六君　齋藤隆夫君
上村耕作君　加藤定吉君
鈴木富士彌君　津末良介君
神谷卓男君　野口孝治君

纖維原料政策及織物廣幅奬勵に關する建議案

田邊熊一君　武藤金吉君
工藤善助君　牛田唯一君
松井文太郎君　井島茂作君
牧口義矩君　鈴木久次郎君
近藤達兒君

陰陽連絡廣江鐵道速成に關する建議案

米田　穰君　恒松隆慶君
渡邊祐策君　西田銳吉君
横山金太郎君　荒川五郎君
岡崎運兵衞君　古川　清君
高戸郁三君

一去二十三日有價證券割賦販賣業法案委員西田銳吉君辭任に付其補闕として佐々木文一君を、物價調節に關する建議案外一件委員鵜澤總明君辭任に付其補闕として横田千之助君を孰も議長に於て選定せり

去二十三日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第三部選出

豫算委員森秀次君(小山東助君補闕)

一去二十三日辭任したる常任委員左の如し

第一部選出決算委員　小川藏次郎君
第二部選出決算委員　三輪市太郎君
第三部選出決算委員　生田和平君
第八部選出決算委員　原田十衞君
第二部選出懲罰委員　山田正年君
第四部選出懲罰委員　鈴木富士彌君
第七部選出懲罰委員　臼田久内君
第八部選出懲罰委員　大森與三次君

一去二十五日委員長及理事互選の結果左の如し

重要物産同業組合法中改正法律案委員會

委員長　吉田　中君
理事　高見之通君

鑛業法中改正法律案委員會

委員長　渡邊　昭君
理事　宮本逸三君

日本勸業銀行法中改正法律案外三件委員會

委員長　井上角五郎君
理事　河野徹志君　藤井善助君　佐々木正藏君

農會法中改正法律案委員會

委員長　中倉萬次郎君
理事　高松正道君

特許法中改正法律案外三件委員會

委員長　岩崎總十郎君
理事　野村嘉六君　神谷卓男君

纖維原料政策及織物廣幅奬勵に關する建議案委員會

委員長　田邊熊一君
理事　松井文太郎君

陰陽連絡廣江鐵道速成に關する建議案委員會

委員長　米田　穰君
理事　古川　清君

一去二十五日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第一部選出

決算委員澤來太郎君(小川藏次郎君補闕)

第二部選出

決算委員中西六三郎君(三輪市太郎君補闕)
懲罰委員山道襄一君(山田正年君補闕)

第三部選出

決算委員古谷久綱君(生田和平君補闕)

第四部選出

懲罰委員横山金太郎君(鈴木富士彌君補闕)

第七部選出

懲罰委員小山松壽君(臼田久内君補闕)

第八部選出

決算委員三土忠造君(原田十衞君補闕)
懲罰委員岩佐善太郎君(大森與三次君補闕)

○議長(大岡育造君)　是より會議を開きます、御諮り申すことがあります、日本勸業銀行法中改正法律案外三件委員會、特許法中改正法律案外三件委員會、刑法中改正法律案委員會、壹岐對馬本土間交通運輸の設備に關する建議案委員會、右本會開議中開會致し度旨委員長より申出がありました、許可して御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なしと認めます、依て許可致します――馬匹奬勵に關する質問、提出者八田宗吉君。

一　馬匹奬勵に關する質問(八田宗吉君提出)

馬匹奬勵に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年二月七日

提出者　八田宗吉
賛成者　横田千之助
外三十六人

馬匹奬勵に關する質問主意書

馬匹の蕃殖は國防上農業上刻下最奬勵すへき重要事たり此の目的を達する爲種付料の免除、種牡馬

及二歲駒の運賃割引、競馬法の制定等を必要と認む政府の所見如何

右及質問候也

〔八田宗吉君登壇〕〔拍手起る〕

○八田宗吉君　本員の質問は馬匹改良に關してゞありまして「馬匹の蕃殖は國防上農業上刻下最奬勵すへき重要事たり此の目的を達する爲種付料の免除種牡馬及二歲駒の運賃割引競馬法の制定等を必要と認む政府の所見如何」斯う云ふ主題の下に質問を致さうと思ふのであります、本期議會の大問題でありましたる此の軍備充實に關する豫算案は國防上各黨各派一致して其の必要を認め、而も不十分である不徹底であると云ふ附帶決議の下に、協賛を與ふるに至りましたのでありますが、本員は特に此の國防上に重大關係を有する馬匹の點に關しまして、特に不徹底不十分であると云ふ觀念を持て居る者であります、馬匹が軍事上に如何なる關係を有して居るかと云ふことは、本員の申述べるまでもなく御承知の通りであります、古より武力は即ち兵馬、兵と馬とは離るべからざるものでありまして武力と云へば直ちに兵馬である、古來何れの戰爭と雖も、馬の力に俟たないものはないのであります、遠くは源平當時に於ける鵯越の戰爭に就て申しましても、源氏の勝ちましたのは關東北の馬を遙々持つて行つて源氏が途に鵯越を難なく越へたと云ふ結果であると云ふことは、歷史の證明するところであります、又支那の北方の强いと云ふのも皆北方に於ける馬の力であると云ふことは、少しく事情に精通して居る者の、皆首肯して居るところであると信じます、今日兵器の進步武器の改良は著しくありまして、而も自動車飛行機、斯樣なるものを以つて武器と稱するやうな今日になりましたるに當つては、馬の如きは兵器として其價値少なくなつたやうでありますけれども、事實は決してさうでありませぬ、益々此馬の軍事上に於ける價値を認めることに至りまして、歐洲の戰爭の結果は之を立證して居ります、各國共に此馬に苦心を費しまして、軍馬の補充と云ふことに容易ならざる苦心を拂つて居るやうであります、然らば今日我國の現狀は如何であるかと申しまするに之が私の最も寒心に堪へざる次第であるのであります、馬匹の數は日露戰爭當時と今日と比較して見ますると、著しく違ひがない、否な民間の馬匹は益々減少の傾向を示して居るのであります、漸く政府の馬匹官有馬五萬四千餘頭、之を加へまして漸く三十九年に比して全國に於て一千頭許り多いと云ふ計算になつて居ります、而も是は牝牡の合せたる總數百五十萬頭であると云ふことは、馬政局の統計の示す所であります、さうして四歲以上の馬は百二十萬頭であつて一朝有事の際に徵發し得べき馬の數は、僅に三分の一四十萬頭に過ぎない、而も此四十萬頭は十三歲以上の老馬、牝牡合せたる數であると考へますと、實に寒心に堪へぬ、四十萬頭は漸く師團の所要數に達して居る數でありまして、其補充は如何にして之を取るか、是は私の頗る憂へて止まざる點であります、一體軍事通の話を聽きまするに、兵員二人に馬一頭を要することになつて居るのであります此見地から致して考へましたならば、如何に此點が不徹底であるかと云ふことは、私の申述べる迄もなく諸君の御諒承なさることであらうと存じます、現に軍事參議官たる秋山大將は東北地方に馬匹の檢閱に先般出張されまして、此事情を一般當業者に傳へて、馬の飼育のことは國家の上から非常に必要であると言つて、各當業者の愛國心を喚起して此馬匹飼育の奬勵をしつゝあります、今申しました總數の如きは、軍事上の幾分機密に涉る嫌がありますけれども、今申しましたことは、秋山大將が公々然として一般當業者に話して、それが新聞に掲載された事實でありますから、本員亦之を諸君の前に陳述するに躊躇せざる者であります、當局者も先日此豫算分科會の速記を見ますると、矢張此點を告白して、補充の途に苦心して居ると云ふことを述べて居ります、然るに馬匹の現狀は斯る狀態でありますのに、軍備充實を期する提案を爲しながら、此大缺陷に向つて何等の計畫を爲さない、此政府の處置に對しましては、吾々實に驚かざるを得ないのであります、農業上から之を申しましても、馬匹と農業の關係の重大になつて居ることは、農村に生活して居る者の皆知つて居ることであります、今日農村の疲弊極れりと云ふことは、朝野識者の憂ふる所でありますけれども、此原因を探究しましたならば、此馬匹を飼育することを厭ふて、馬匹の數が漸次減少することを以て考へることが出來るのであります、なぜならば農民は此馬を飼ふに非常に面倒であります、故に金肥を以て之を補ふと云ふ手段に出でまする爲に、馬を扱はずして面倒なる馬肥を取ることをせずして、却て金肥を以て田畑に施し、而して茲に負債を釀し、田畑の地方が減耗して來る、斯樣にして農村を騙つて疲弊困憊の今日に至らしめたと云ふ原因は、何でもない、馬匹の飼育を厭ふと云ふ事に根柢して居るものであると私は信ずる事が出來るのであります、なぜ馬匹を飼育する事を厭ふかと云ふに、之を扱ふことが面倒であつて、利益がないと云ふ事に歸着するのであります、どうしても利益あらしめて馬を扱ふことを簡單にして、皆喜んで飼育することにならなかつたならば國家の要求に合致せしむべき方法でないと信じます、今申しました通り馬の蕃殖は、今日の國防充實の焦眉の急に迫つて居るものと申して宜からうと考へますのみならず、亦農村振興上から申しましても、誠に重大要件の一つであると信ずる者であります、然るに政府が國防上軍事上の要求に合致せしむべき馬格の改良を計る爲に馬政局を設け民間に種馬を配付して、一々農民の牝馬を檢査し、其合格せしものに交尾せしむるに當りまして、種付料として一頭に付十圓、八圓、七圓、五圓と云ふ多額の金員を徵收することは、國家の上より見て洵に遺憾とする所であります、一體農民――殊に我國の如き集約的農業、即ち五反步百姓を以て農民の大部分を占めて居る所では、決して國の要求する如き馬は得られないのであります、即ち丈が高くて走る事の早い馬とか、或は偉大にして悍馬に近きものは農民は欲しくないのであります、寧ろ農民の欲する所のものは軍事の要求と相反して、餘り丈も高からず從順にして自分の家族即ち妻も子供も之を自由に使役する事が出來ると云ふ馬を、農民は欲するのであります、然るに實際農民の欲せざる所のものを强ゆると云ふ事では今日の產馬事業の到底間に合はぬのであります、是は實際を知つて居る人は皆首肯く所であります、馬を生產する事は利益が伴はない然るに秋山大將の如き、國家の爲に愛國心を喚起すると云ふ事許りでは、到底實行は出來ない話であります、然るに農民の實際の狀況を申しますと廉い馬でも宜しいからして澤山取りたいと思つて居ります、而してそれが最も農業振興上缺くべからざる事であるに拘らず、種付馬の體格を檢査する等、軍事の必要上馬格の改良に重きを置く爲に、多產の目的を達せしめないのであります、今日馬匹の頭數を著しく減少しつゝある原因中、此制限の如き與つて大なる妨を爲しつゝあるに拘らず、尙ほ政府が農民より種付料を取りつゝあるは如何なる所以であるか、本員等に平素國家の政策上の矛盾撞着の甚しきものとして、此上なき遺憾を感じつゝある者であります、而して此政府の種付料の收入額は幾許であるかと云ふと僅に全國を通じて十五萬圓に過ぎない少額であります政府は今回社會政策の上より、通行稅五百萬圓の廢止をされんとしました、然るに國防上農業上重大なる關係ある此馬匹の奬勵に對して、何等注意を拂はざるは甚だ政府の不親切なる行爲と考へるのであります、又積極的にも何等施設もせざる上は、或は消極的保護奬勵の途を執らなければならぬ、然るに何等の手段を執らぬのは、洵に不徹底と思ふのであります、兎に角今日は斯る問題には耳を籍されず、所謂馬耳東風に取扱はれるが如き傾あるは、本員の遺憾とする所であります、何時も此農民の呼ぶ聲は低く、又運動などを爲す資力を持つて居らぬ、それ程困憊を極めて居ります爲に、斯かる重大問題が閑却されて居るのであります、却て國家の上から非常なる保護幸福を受け居る人々が、國民大會などゝ稱しまして、全國人口の七割を占むる所の農民を交へざる大會を帝都に催し、國民の聲などゝ稱すれば直ちに政治家はそれに向つて注意を拂ひ、或は營業稅の全廢となり、或は米が高いからとて、直ちに關稅の撤廢でも斷行せんとする政治家が出でんとする狀況でありまする政府で此種付料を免除致しますれば縣も亦縣有種馬に對する種付料を免除すると思ひます本員は常に馬の飼育の非常に困難であつて、利益が伴ひませぬと云ふ點から觀察して、馬は寧ろ國が經營する必要ありと考へるのであります、又一步退いて寧ろ國の上より、馬の種類の統一を計る爲にも、種牡馬丈も全部國有として其種付料は全然廢止するが當然の事と考へます、又農民の國に要求すべき權利であると思つて居ります、先づ差當り政府は當面の問題たる現在取り得る種付料を免除する意があるか否や、此所見を第一問として御尋致します、次には種馬及二歲駒運賃割引の事であります、是は產馬奬勵上當然實施すべき事と考へます、又從來やつて居つたのでありますが、昨年十二月此運賃割引を打切つて仕舞つて、何等其特點を鐵道院は與へざらんとする狀況であります、元來大正元年までは此運賃

は牛も馬も同じで、大きい馬即ち牡馬一頭の運賃と小さい馬即ち二歳駒三頭の運賃と同一金額にして、特點を與へて居つたのであります、然るに鐵道院が大正元年に至つて、小さい馬を大きい馬と同じ運賃にせんと致しましたから、當業者は遂に陳情を致しました結果、漸く大正二年より小馬丈二割五分引になつて居つたのであります、然るに今回全然、此特點を廢止し、大きい馬も小さい馬も同一運賃にしやうとして居るのであります、牛は如何と云ふと、矢張昔の如く大牛一頭は小牛三頭の運賃率であつて、何等以前と變りがないのであります、此國防上に最も重大關係ある馬匹に對して、斯樣なる處置を執ると云ふこと、政府の政策に於て甚だ矛盾撞著して居る事と考へるのであります、一朝動員の場合に馬の徵發は如何にして行はれつゝあるかを考へますると東北九州方面の馬匹は、自己所在地師團の馬匹に徵發せられ、而も其餘りは他の師團の不足を補ひつゝあるのであります、現に吾々地方の會津方面の馬は一朝有事の際は全部四國の某師團、北陸の某師團に皆徵發されることになつて、平素其計畫の下に終始檢査されて居るのであります、本員は此軍事上の事實を考へて見ましても、日清日露の戰爭に對し勝利の原因を爲したるものゝ一部は東北や九州其他馬を飼育したる者の力であると思ふのであります、本員は此事實を馬匹飼育者に話して、國家に奉公したる偉大なる功勳を自覺せしめ、馬匹の奬勵に努めつゝある者であります、故に政府は宜しく平素に於きまして、馬の生產地たる東北九州方面より、馬の少なき所に之を輸送せしむる最善の方法を講ずる必要があらうと存じます、即ち容易に買入れて來る途を講じなければならぬのであります、然るに運賃を高からしめ、延いて馬匹の價格を高からしめ、不足して居る所の農民に容易に馬を手入れる事の出來ないやうにする事は、國家の要求と合致せざる仕方であると申しても差支なからうと思ひます、鐵道院が斯う云ふやうな點に注意せず、唯々營業許りに力を用ふる傾きがあるのは、遺憾此上もない次第であります政府の所見如何、是れ本員の問はんとする第二點であります、次は競馬法の制定であります、本員は此競馬法の制定なる問題は、馬匹の奬勵上此質問の最先頭に提起すべき筈でありますけれども、質問書記載の順序上、之を第三番目に列記しましたが、之を熱望する私の考は、第一番に之を申述べる積りであつたのであります、どうか左樣なる精神であることを御了承の上御聽取あらんことを希望致します、即ち此競馬法を實施して往きますること、全く馬の增殖を圖り、蕃殖を盛ならしめて、馬の價を向上せしむることは、此競馬より外に捷徑のないことは、諸君も御了承の通りであります、即ち馬券を發行して馬を好むの嗜好心を增進せしむることでなければ、中々儲けない馬、面倒なる馬を飼育する者は國家の爲めであるとか、愛國心の爲めであるとか言つても馬を飼ふものでない、馬を愛するの嗜好心を喚起して、利益と相俟ち相一致せしむるの途を講ずることが、馬匹奬勵上一番の捷徑であります、それには此競馬法の制定に如くものはないのであります、曾て此競馬法を實施しました時に、一頭四十圓平均の價格に在つた馬が、一躍して倍の八十圓致したのであります、然るに賭博に類するの形があつて、風儀を紊すものであると云ふ點からして、直ちに之を廢止されましたと云ふ事は所謂羹に懲りて膾を吹くと云ふやうな古言の如き狀態であつて、之を矯正するの方法を講じなかつたと云ふことは、本員の頗る遺憾とする所であります、又此斯道に精通して居る人の話を聽きましても、一人一枚位の馬券とすれば何等弊害がない、却て馬の嗜好心を喚起する上から言つても、良方法であると云ふことを皆な言つて居るのであります、然るに今日は何故に、國防上重大なる關係のある馬匹の奬勵から論ずるも、最も捷徑とすべき競馬法の制定を爲さらないのでありますか、本員等の是は頗る不徹底なりと感ずる點であります、殊に首相に寺内大將を戴く現内閣に對して最も不徹底なりと感ずる念慮を深く持つ者であります、歐洲戰爭に於て馬匹の補充は何れの地から來たかと云ふと何れも皆な競馬法を實施して居る所の諸國から馬匹を輸入して居ることは、苟も斯道に通じて居る者の皆な知つて居る事實であります、政府は何故に此競馬法を國防上の充實を期する爲に、諸般の施設を提案したならば、それと同時に此法案を提起しなかつたのでありますか、甚だ其勇氣なきを怪まざるを得ないのであります、國防上の事は申す迄もなく、大抵の物を犧牲に供さなければならぬ、然るに世人の批評に考慮して、躊躇逡巡敢て能く爲し能はざるの態度あることは、私の頗る寺内首相其人に對して惜む所であります、政府は此焦眉の急を告げつゝある所の馬匹の奬勵上から申して、其捷徑とすべき競馬法を奈何せむとするか、是れ本員の問はんとする第三點であります、此外馬匹奬勵上講ずべきの政策としては、軍馬の購買價額を高からしめることは一つの近道であります、一頭尠くとも二百圓位の豫算にして往かなければ、却つて博勞達の買ふ馬より廉いことになります、軍馬の購入は二百圓を超過したる豫算を以て計上せざる爲であります、然るに政府は此點に付ても、亦それ迄の勇氣が無いと思ひます又國有林野を馬政局の所管に移して、國有放牧地を設定し、馬匹の蕃殖を圖ると云ふことも急務であると存じますが、諸般の點からして論ずべきことは色々ありますけれども、本員は先づ以上申述べましたことを、目下最も急務の事であると考へるのであります、以上の諸點に對して政府の所見如何、是れ本員の質問を提起したる所以であります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　東三省に於ける排日行動に關する質問――伊東知也君。

二　東三省に於ける排日行動に關する質問

（伊東知也君提出）

東三省に於ける排日行動に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年二月九日

提出者　伊東知也

贊成者　鈴木梅四郎　外三十四人

東三省に於ける排日行動に關する質問主意書

近來東三省地方に於て排日行動激甚を極め我か在留民の損害を受くる者尠からす日支協約の實行を阻碍するの現狀に在り而も支那官憲は陰に陽に之を煽動するの實蹟あり我か當局は之に對して如何の措置を取りつゝあるや

右及質問候也

〔伊東知也君登壇〕

○伊東知也君　東三省即ち滿洲方面に於ける排日行動が近來非常に烈しくなりましたので、之に對する我當局の施設如何と云ふ事を、私は質問したいと思ふのであります、本來此質問を爲すと云ふ事は、私は實に悲むのであります。

〔此時議長大岡育造君退席副議長濱田國松君著席〕

○伊東知也君　今日の場合に斯の如き質問を出さなければならぬかと思ひまするると、國家の爲に又政府の爲にも實に悲む者であります、併ながら此今日のやうな狀況を成したのは、強ち現當局のみを攻むることは出來ないのであります、滿洲排日の原因は詳しく申しますれば、前内閣の對支交涉が失敗が主もなる原因でありますが、斯う云ふ既往の事は言はずと致しまして、今日非常に激烈なる所の排日思想が滿洲全體に漲つて居りまして、刻々共に我が居留民及朝鮮人其他に對して、迫害を加へつゝあるのでありますが、其實例を擧げまして、之に對して政府は如何なる事を御遣りになつて居るかと云ふことを、私は承りたいのであります、大分に私の受取つた手紙は遲れまするし、日が延びたので遲れましたが、其後の狀況も依然として繼續して居りますから同じ事であります、一月三十一日に奉天發信の手紙であります、其手紙を讀みまするると云ふと、吉林省は或は奉天省の省議會に於ては、盛んに日本を惡罵し冷評する所の小册子數千部を配つて、排日の鼓吹煽動に努めて居るのであります、又奉天商務總會に於ては、所謂我國民の商租――商租と申しましても一寸御分りにならぬかも知れませぬが、金を出して土地を三十年なら三十年間、自由に耕作すると云ふのが商租と言つて、日支協約の明文に在るのであります其の商租を禁止して吳れと云ふことを張作霖に移牒し、張作霖は直ちに之に同意贊成をして、實に無禮極まる省令と云ふやうなものを拵へて、之を到る所に貼付けたのであります――どうか此の書付を速記錄に入れて下さい――其文言に依りますれば、省の公署、省長、奉天の官憲、知事に訓令し各地方區域に於て民人の商賣を禁止し、民國七年一月一日より起つて不准の商民等は土地私租を以てし、外人は或は地點等を用ひて證據とし、私かに自ら外債を借用する者は、即ち國土を盜賣し、外債を私借するの罪に處すると云ふものを拵へまして、到る處の寺社佛閣、其他諸處方々に貼付けられたのであります、又所謂此省令と云ひますか、訓示と言ひますか、其結果として第一に鎗玉に上げられたのは新民屯の農民であつて、張某なる者である、是は去年舊曆の暮の節季に迫つて、日本人から三百圓の金を借りた、さうして自分の持て居る土地を抵當として三百圓借りた、所がそれが支那官憲の知る所となつて、二十三

日夜逮捕せられて、翌日直ちに國賊條令に照して銃殺せられたのであります、是が滿洲一般に知れ亘つて、農民は金を借ることが出來ず、日本人から金を借りると皆殺されて仕舞ふ酷い目に逢はされると云ふことで、其後殆ど日本人に金を借ることを請求する者も無くなつて來たのであります、然るに之に反して亞米利加人は、支那の農民に金を貸付けることは少しも官憲は妨害しない、現に洮南府方面に於て盛に亞米利加人が、土地を擔保として金を借して居るのであります、是は支那官憲は默々に付するのみならず、寧ろ奬勵するやうな傾きになつて居る、是は我國への面當か、或は排日熱の結果の一つと見ても宜いのであります、それから又もう一例としましては、田什夫溝と云ふ處に、先年日支協會で日本人に採掘權を許したことがあります、田什夫溝の鑛山の採掘を日本人と契約したからと云つて孟某は一月三十日有期徒刑四年に處分せられたのであります、又撫順の東八家子と云ふ處で、一月二十九日鑛山探險に赴いた所の賴瀨重政と云ふ日本人は慘殺せられた、鶴尾安太郎、篠田豹次と云ふ二名は重傷を負うたのであります、而して人事不省に陷つて雪の中に捨てられて居つたのでありましたが、漸く後に土人の介抱に依て蘇生したのであります、是等は其地方の村民が迫害を加へられたのである、日支合辦で經營した炭坑の三名も、亦一月二十五六日頃より、頻々日本人の宅に來て言ふのに、どうぞ貴方が御出しになつた金は返しますから、倍にしても返すから契約を止めて貰ひたい、若し其の契約が解除されぬ時には吾々は殺されますから、どうぞ金を倍にして御返しするから契約を解除して呉れと、頻々申込んで居る實例があるのであります、斯う云ふやうな具合で、其例を擧げますれば幾多もある、殆ど滿洲の排日と云ふものは、我が勢力範圍とも申すべき東山省に充ち滿ちて居るのであります、而して支那の役人が―矢張官憲が尻押をして居る、就中奉天督軍張作霖なる者が、最も大なる所の後押しをして居ると云ふに至つては、到底之を默々に付すべかざる事であると私は信ずるのであります、又近頃は御承知の通りに露西亞け獨逸の爲に破れて、最早單獨講和以上の醜態を演じて居る、どん〳〵露西亞の中に居つた獨逸の俘虜其他が入つて來て、北滿には之が充滿して居るのであります、而して夫等が陰に陽に盛んに排日熱を鼓吹しつゝある、滿洲は今日到る處頻々としてどんな所へ行つても、滿鐵の沿線を去る十淸里地方に到れば、例の先刻御話致した所の省長の禁止の訓令と云ふものが、寺であらうが、宮であらうが、其他人間の足の繁き場所には麗々しく貼られて居る、さうして排日の惡感は深く浸潤して、支那官憲は一方に直接間接に奬勵しつゝあるのであります、さうして日本人を毆つた者には褒美をやる、日本人を殺した者には褒美をやると云ふやうな具合に奬勵して居るそれが爲に彼方に居る居留民は殆ど不安の念に驅られつゝあると云ふ事は實例に照して明かである是は一月三十一日に私に寄越した手紙の一端である當局にも其事は御注意申して、斯う云ふ事は幾らもあるのであるから、少なくも御注意あるべきものと思つて居りましたが、今日に到る迄依然として矢張其排日熱は少しも改められない、現に奉天で發行する所の通信社の通信、其他に付ても明かであります外務省でも當然御取締になつて然るのでありますから、斯んな事は疾に御承知の事でなければならぬ、然るに之に對する手段を講じて居られぬと云ふことは、此處に言明するに憚からぬのであります、朱佩蘭と云ふ者は奉天の知縣でありますが、之が手先になつてやつて居る、此朱佩蘭の如きは奉天の總領事が一度手段を用ひれば、押除ける事は何でもない、張作霖の如きもさうです、若し決心して――日本政府の決心次第に依ては、滿洲の督軍一張作霖位を押除ける位のことは何んでもない話であります、尤も此如く滿洲に於ける排日熱が盛になつたのは、今日初まつた譯ではありませぬ、彼の前内閣の對支交涉の失敗が主なる要素を爲して居りますけれども、今日其局に當つて居る當局大臣は、是れに對して適當の處置を執るが當然であります、然るに單に臭い物に蓋をすると云ふやうに、此の前大隈内閣が餘りに遣り過ぎて手を燒いたから、今度は當らず觸らず遣る方が宜しいと云ふやうな、不干涉などゝ云ふ曖昧模稜の間の對支政策を執るに至つては言語道斷と言はなければならぬ、此の滿洲の新聞及び通信の報告は、之れを參考として速記錄の後の方へ加へることを願ひます、斯う云ふやうな具合であつて殆ど現在の滿洲に於ける我が居住民は、戰々兢々として手を出すところを知らぬと云ふ場合である、然るに内政に干涉せぬと云ふ方針である此の前私共は對支交涉所謂對支政策の根本義、支那に對しては内政に干涉しないのは、それは國際法上當然でありませうけれども、隣の家が火に燃えて自分の軒端に火が罹かるそれでも默つて居る不干涉かと云ふことを聞きました所が、甚だ冷淡なる外務大臣の御答辯である、あゝ云ふことを以て今日我國千歲一遇とも言ふべき際に當つて、解決せぬと云ふことは甚だ思ひも依らぬことゝ思つて居ります、少なくとも此現在――私が例に擧げた所の二三の滿洲に於ける現在の排日熱の例に照らしても、何かの手段を講じなければ、國家百年の大計を誤ることゝ信ずる者であります、どうぞ是等の點に付て明白なる御答辯を願ひたい、如何なる手段を執りつゝあるかと云ふことを明かに、若し公開の席上で御漏し難いならば、祕密會でも何でも宜しうございますから、安心の出來るやうに、私共は現内閣は信任して居らぬが隱忍するのである、隱忍して何とかして、此千歲一遇の機會であるから何とかして内輪の喧嘩などは止めて、所謂大陸政策及び我が國家百年の大計を定めると云ふことを、現内閣にやつて貰ひたいと思ふから、隱忍して居るのである、然るに斯の如き我が勢力範圍――日淸日露の兩大戰を經て、屍の山を積み血の川を流して、兎に角僅に勢力範圍として得た所の滿洲に於てすら、斯の如く排日熱の高潮を來すと云ふやうな遣方であつたならば、到底現内閣の諸公と雖も、是は御遣りにならぬものと諦めを付けねばならぬ、諦めを付けるならば伊東知也は現内閣攻擊の急先鋒となつて、やる者であると云ふことを御覺悟を願ひたいのであります、どうぞはつきりした御返答を得たいと思ひます。

〔參照〕

奉天省議會案諸請

省公署經省長訓令奉天各縣知事轉令各地方區域禁止民人商賈自民國七年一月一日起不准商民等以土地私租外人或用地點等證據私自借用外債如經查覺即以盜賣國土私借外債治罪

排日風潮再報

昨報の如く近く奉天省に於て排日風潮の激發せるに就きて我當局者は勿論、民間側に於ても其原因及經過等に就き種々調査を進めつゝあるが今其の現況に就き更に精探せし處に據れば

排日元兇の一人　はお膝元の瀋陽縣知事たる朱佩蘭氏なり同人は署理[illegible]縣知事にて其[illegible]任は[illegible]縣知事にて昨年九月奉天に來れる者なるが其錦州在任中例の在錦州日本人放逐事[illegible]たる亂暴者にて其排日思想は天性に出づるが如し去月二十九日同人は省城直隸會館役員會に於て我等は東省に於ける日本人の勢力なる者に飽迄對抗せざる可からず尠くとも我等直隸會館員は日本人に對して土地承租、資本借入等の事を爲すを得ざる旨を演說して之れを決議せしめ續いて

張督軍及省議會　に對して同一の旨趣を勸說して張督軍を動かし更に省議會員をも說服したるが同議會中には朱知事の外四五人の同論者ありて遂に省議會をして彼の承租反對の請願を張省長に爲すに到らしめたるが如し朱知事は自己の所管には悉く排日行動を是認する底の論令を發したるより今や排日の氣運は上下に徹底して漸次隣縣に傳播し少しく奧地に入れば日本人の殺害事件續出し未熟の村落にては宿泊を斷はられ旅行は非常に危險となれり此際注目すべきは

米人側の態度　にて洮南に永住せる米國某宣教師は近ごろ支那人に對する資本貸出を開始し今や該貸出は次第に南滿沿線に及び支那官憲は米資借入を人民に奬勵するも日資に到りては絕對に拒絕し違反者は死刑を以て脅迫さるゝを以て支那人等は土地承租談に對しては身を慄はして恐れ居れり米人側の意思の何邊にあるを知らざるも過般奉天米總領事が東拓會社の滿洲進展に對して或る種の抗議を張督軍に提起したるなどの事實に徵すれば思ひ半に過ぐる者あるべし此他

露過激派百五十人　が南滿に入込み獨探等と祕密に排日的行動をなしつゝある事も事實にて此れ亦排日氣長せるを爭ふ可からず何れにせよ排日の源因及其眞相の闡明するを待ち當局は斷々乎たる根本的の對待策を取る可く目下着々準備進行中なるが如し

奉省唯一の排日思想家朱佩蘭馘首せずんば

一大禍根となるべし

前任地錦州に在りて管下人民に對し頻りに排日思想を鼓吹し、遂には所謂錦州事件なる日支交涉問題を惹起したる張本者現瀋陽縣知事朱佩蘭は其後依然として排日行爲を敢てするのみならず目下世人の注意を惹きつゝある

土地商租問題　に就ても主として同人が張省長に獻策進言したるものにして商租契約の妨害となるべき訓示を發したるが如き全然同人の胸中より割り出されたるものと云ふべし尙ほ管下の鄕正及び、鄕正に對しても機會每に排日思想の注入に努め苟くも親日的行爲ある者に對しては事實の如何に拘らず自己の權力を以て直ちに嚴重なる制裁を加へ以て排日思想の普及を圖りつゝあるは正に蔽ふべからざる事實なり殊に去月二十九日午後二時直隷省出身の官民より成る直隷會館に臨　み會長副會長其他有力者の面前に於て

何事に依らず日本人の利益となるべき行動を執るべからず

日本人との合辦事業を企圖すべからず

日本人に雇用せらるゝ勿れ

日本人と土地商租の契約を結ぶべからず

等其他排日的言辭を敢てして、之に違背する者は除名處分を爲すべしと述べ只管日本人を排斥せんとする彼の愚昧は憐れむ可も張省長が斯かる惡吏を信任して長く其職に在らしむるは求めて日本側の感情を害するものと云ふべく遂には一大禍根となるやも保すべからず宜しく今にして革職するの英斷に出でずんば民國の爲め悲しむべき結果を生ずるに至るべしと有力なる某支那人の憂慮談なり

排日問題續報

排日の一般的源因　最近支那軍隊が哈爾賓に出動して露國過激派を壓服せしめ終に其兵力を以て東淸鐵道沿線の秩序を維持するに到りたる事は頓に支那人固有の自尊心を喚起し露人等は言ふに足らず日人と雖も何かあらん此機に乘じて東淸鐵道を回收し更に吉長鐵道の滿鐵經營に故障を入れ今後機を視て南滿鐵道をも回收し日本人の勢力を東三省より一掃す可しとの妄想は夜郞自大の普通性を有する支那人間に期せずして勃發し官界の有識階級に於ても斯かる妄想を有する者多く東淸回收に關する種々の施設案の如きは一層蒙昧なる下級官吏及び人民の自尊心を煽り平生より癪に障れる日本人に對して急に排斥行動を開始するに到れり

排日の直接原因　排日思潮が一般的に支人間に勃發せる處に市省排日派の頭目たる朱瀋陽縣知事を始め省議會員、日本留學生乃至露國過激派、獨探、或る種の米人等は此機に乘じて猛烈に排日熱を鼓吹し先づ土地承租に關する日本人の行動に痛擊を加へ更に東拓の土地放資を以て此れ東省を第二の朝鮮たらしむる者なりと中傷せる事一大惡感を直接支那人間に挑發するに到れり

排日の元兇は張作霖也　然れども眞に排日の直接原因を作れる元兇は奉省督軍兼省長たる張作霖氏なり彼れは親日に賴りて今日の地位を維持せる如くに日本側は元より、支那側に於ても思惟され又彼れか實際親日なる大庇下に於て今日の地位を造れる事は爭ひ難き事實なるも桀鷔摯悍の天性を成せる彼れの血管中に利己的親日の外に日支大局よりする眞誠なる親日の溫血などの流動し居る道理なし彼れの心臟に不斷燃えつゝある猛烈なる排日の熱火は排日家として有力なる北京ガゼット記者シンプソン氏が昨年來奉せし時同人に對して爲せる大膽不敵なる排日聲明（其當時本紙に登載せり）に於て其一片を洩らせしに徵しても明白なり目下地方知事等が思切つたる排日處置を爲すは一に張作霖の意を迎合するに出づる者にて彼等は來省して省長に進謁する每に汝等の排日猶手緩しとの一喝に顫ひ上りつゝあり張作霖の排日態度を以て已むを得ざるの苦衷に出づる者なりと爲すなどは怪傑張氏の心理を解せざるの甚しき者也

○副議長（濱田國松君）　自動車取締に關する質問―高見之通君。

三　自動車取締に關する質問（高見之通君提出）

自動車取締に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年二月九日

提出者　高見之通

賛成者　中村啓次郞

外三十六人

自動車取締に關する質問主意書

自動車取締に關し不備の點多しと認む政府の所見如何

右及質問候也

〔高見之通君登壇〕

○高見之通君　諸君、私は自動車の取締に關して、政府當局に質問をして見たいのであります、昨年の秋に自動車に關する問題が名古屋に起りまして、名古屋に私は出張致しました、さうして其の事故を取調べる序に、名古屋警察に參りまして、自動車取締に關する相當の規定があるや否やを調べますと云ふと何ぞ圖らん案外に取締に關する規定は缺乏して居るのであります、そこで私は段々東京へ戻つた後に之に關する色々な規定を調べて見まするると云ふと豫想外に不完全なるには私は實に一驚を喫した次第であります、尤も今日の自動車と云ふものを見ますと云ふと、一概に自動車に向つてのみ故障も言へない自動車側から見て色々の注文もありませう、例へば道路其他の不完備と云ひ、諸般の設備の不完全と云ふことも無論ありませうけれども、一方自動車に對する取締が不完全であるから、今日の如き頻々たる故障が起ると云ふことも是は否むことは出來ない事實であらうと思ひます、さりながら今日每日自動車に關する故障が澤山起つて居るにも拘らず、外の問題には非常に八釜敷く人が言ふけれども、此問題に關しては比較的忍耐して居るのは、どう云ふ譯であらうか、私は之に關する理由を考へて見ますると、夫故自動車と云ふものは今日非常に數が足らない、多少の故障があつても、それは暫く忍耐しやうと何でも宜い、自動車が殖えさへすれば宜しいと云ふ一つの獎勵に對する自動車を盛にしやうと云ふ熱望から、自動車に對して起る、故障も相當寬大であると云ふのも一つの理由でないかと、斯う私は考へるのであります、もう一つは自動車に關する事故は非常に澤山あるけれども、其内段々慣れて來るならば、斯の如き故障も少くなるだらうと、例へば「ランプ」なども盛んに流行つた當時は、非常に「ランプ」から火災が澤山起つたのであります、併し今日は漸々普通の種油と云ふものゝ取扱方を間違ふと云ふと、非常に其處に違ひがあると云ふことが誰しも頭に分つて來た、故に「ランプ」から起る火災事故と云ふものが少くなつたやうな事で、自動車も案外取扱に將來慣れるならば、斯の如き事故が少なくなるであらうと云ふ先を見越した上で忍耐して居る所もありませうけれども、今日の自動車は如何にそれに關する色々の理由があつても、事故が多いと云ふことは、是は否むことは出來ない、大正六年に於ける自動車の故障及びそれに關する統計を見まするると云ふと、諸君方も能く御存知であらうと思ひますが、案外に多いのに驚くのであります、現在自動車は大正六年末には全國で二千七百二十五臺と云ふ數を現はして居ります勿論其中で一番多いのは東京の千三百十一臺でありまして、次で神奈川大阪京都兵庫と云ふものが大部分であつて、あとは微々たるものであります、さうして營業用に關するものと自家用に關するものとは各――千百九十九臺は營業用、千五百二十一臺は自家用であつて、約半數、半數の形を成して居ります所で二千七百臺の自動車を以てどれ程の故障を起して居るか、大正六年中の法令違反者を見ますと、營業者及其事業者其者か、取締規則又は警察犯處罰令違反、若くは刑法違反に依て千三百五十八件起して居るのであります、それから營業者及其事業者以外のもの或は自家用と云ふやうなものは、兩方合せて今申したやうな違反者が千四十件、詰り、二千三百九十八件と云ふ違反者を出して居る、二千七百臺の自動車の中で修繕中のものもありませう、種々のものもありませうが、先づ二千三四百臺の自動車が全國にあつて昨年中に事件を起したものが二千三百臺である、自動車一臺が一年の中に一回宛の事件を起すものなりと云ふ斷定を下しても差支ない、又一方死傷者はどれ程あるかと申しますと、死傷者は七百七十五人です、其中に死んだ者は三十三人あとは非常な怪我をして居る、薄い怪我のやつもありませうさうすると二千三百臺に對して七百五十件の死傷者を出して居ると云ふと、五臺に一臺は年に一回必ず人を轢倒すか、若くは人を轢殺すと云ふことになるのであります、斯の如き驚くべき死傷の數、斯の如き驚くべき故障の數であります、さうして法律及命令に反する事何ぞ大なるや、私は是等のものを見ますと云ふと、自動車と云ふものが斯の如き大變な違反を起し、斯の如き死傷を起すと云ふと、殆ど自動車と云ふものを見ると、一種の惡魔が飛んで來るやうな氣に打たれるのであります、あれを名づけ眞に白晝を公行する鬼であると斷言して、私は差支なからうと思ふ、そこで私は今日の自動車の事故は斯の如く多いが、之に對してどうするかと云ふことを研究しなくてはなりませぬ、そこで政府に對する質問と云ふこと――政府に對してどう云ふ考を持つて居

ろかと云ふ私の質問に先だつて、自動車それ自身の事故が多い原因を考へて、さうして之に對する對策を決めろと云ふことが、先づ必要であらうと思ふのであります、そこで自動車側が注文して――私の方許りがそんなに惡るいのでない、其他設備に大變惡るい所があると云ふ、自動車側から見る注文はどう云ふものであるかと云へば、私は第二に見る所は、是は今日の道路の不完全、是はもう何よりも自動車の側に立つて、外國邊りの自動車を走らせることに對する道路と、日本の道路とは非常に違つて居る、殊に東京邊りの道路と云ふものは、雨の時になれば非常に泥濘で、天氣が好ければ風が立つてさうして眞暗で、もう二間若くは三間先きは何にも見えない此所に自動車が疾風の如くやつて來ると、自然故障を起すと云ふことは已むを得ない、是は私は單に自動車と云ふ方面から許り見るのではありませぬ、道路と云ふものに對する改修の必要が、非常にあることは無論でありますが、自動車の方面から見ても、是非道路と云ふものに付ては、道路を改修してさうしてもつと好き――都の道路は斯の如きものであると云ふ、文明的の道路にすると云ふことが、私は必要であらうと信ずるのであります、現在では警視廳では營業用は六間以內の道路にし、又自家用としますれば四間以內にし、其他の各件は三間以內の道路を走ることにして居るのであります、切めて六間以內若しくは四間以內の道路丈でも、もう少し改修する必要が私はあるであらうと思ひます、現在東京で道路の改修をして居るのは「アスファルト」でやつて居るのと、木製でやつて居るのとあるのであります、木で造つた煉瓦のやうなものを縱に置いて、さうして道路の改修をして居る、是れは「アスファルト」でやるよりももつと成績が良いと云ふことであります、此所で私は一寸諸君の御贊同を得て置きたいと思ふことは、現在自動車に關して府縣の收入と云ふものは、二十馬力のものは約百六十八圓づゝ、それから府縣稅及市區に納めて居るのであります、それから十五馬力となると、百二十六圓程の金を納める、此ものを私は總て道路改修の爲に用ゐる財源に充てる固より其道路の方へ此金をやつて見ましても、それは實に僅なものであります、現在の收入は漸く三十二萬圓程しか上らない一方六間以上の道路は東京には幾ら程あると云ひますると、八萬八千間からある「アスファルト」で以て坪十圓平均であつても千三百四十五萬圓、又十間以上の道路をやりましても、約七百萬圓金が要る、七百萬圓金の要る所へ以て來て、漸く三十二萬圓位な收入を以て是に充てるとした所が、公債の利息にも當らない、併し是が詰り小より大に及ぼすであつて、切めて自動車から上がる錢を全部此方に用ひて、道路を改修する一つ主義を立てると云ふことは、餘程宜いことであらうと思ひます、さうして三十二萬圓の金でも約六間道路で申しまして、一年に五千間以上の改修が出來て行くことでありますからして、餘程是は道路の改修の上に宜しくなるだらうと思ひます、もう一つは私は自動車の方面から見て、電信柱と云ふものが此東京の市中に立つて居るのは、是はもう自動車が見て非常に――左側を行けとか、右側を行けとか、如何に警視廳が八釜敷く言つても、外國人は東京を指して林の街であると言つて居る、さうでありますが、斯う云ふやうな狀態では迚もいかぬ、それ故に是非是は電信柱のやうなものは、總て之を地中に埋めて仕舞ふやうな方法を取ると云ふことも、事故を少くする一の理由であらうと思ひます、其他私は自動車の方面から注文するならば、一般市民の公德心と云ふものの缺乏。之を盛にすると云ふことも必要であらうと思ひます、是等の事は諄々しく申上げないでも、是丈の事を申上げれば十分であらうと思ひます、そこで今度は自動車に對してどうであるか、今日自動車に對しては――第一には今日の自動車の故障の多いのは、運轉手が不熟練であると云ふのであります、今日の此運轉手に免許を與へる規則と云ふものは、それは洵に不統一なものであつて御話にならないのである、それで最も甚だしいのは、東京で受ける所の試驗が六ヶ敷くて、地方で受ける試驗の方が樂である、それで地方で免許狀を貰つて、それを東京へ出して、さうして私は自動車の運轉手であると云ふ者が運轉して居る、斯う云ふやうな有樣であります所が地方を見ますると、どれ程の規則があると云ふたならば運轉手の任用に關する規則も無いのが大多數である、斯う云ふ具合にして此樣な不規律な運轉手の任用に關する規程を置いて、それで以て自動車の故障を少からしめやうなどと考へるのは、最も誤りであらうと思ひます、現在電車の運轉手などは約三箇月を要するのであります、當局の方に段々聞いて見まするると、一通り自動車の運轉手としての資格を得るには、どれ程時間を要するかと云ひまするとと少くも六箇月を要する、現在の自動車も皆同じやうな格好をして居りますけれども、色々な機械の種類がありまして、少くも三種類も四種類もあるのであります、少くも六箇月を要するのに、現在の運轉手と云ふものは、唯々警視廳にある所ので試驗をしてそれで宜しい、それで免許狀をやると云ふのであつて、どれ程の平生に豫備學校を卒業しなくてはならぬと云ふ規則も無ければ、唯々試驗をすると云ふ丈であります、其試驗はどうかと云へば、警視廳に居る所の技師のやうな者が、其運轉手に對して機械の或部分の說明を聞いて、馬場先邊りで試驗をさせて見て、それで少し走ることが出來れば、それで運轉手であると云ふ免許狀をやる、斯んな事で人を曳殺したりするのは當然な事である、私としても是は相當の卒業資格の有る者に運轉手免狀を與へると云ふことは、私は必要だらうと思ふ、殊に自動車に關しては特別に多少の智識を要すると云ふことがあります、然るに電車は切符を斷つて、さうして少くも小學以上、高等小學を卒業した位な程度でなければ、入れないとして居りますけれども、自動車は學校と云ふものに對しては少しも制限は無いのであります、それ故に全然無學の者であつても、機械を動かすことが出來れば、それで宜しい、斯う云ふやうな形になつて居りますからして、如何にも是は私は不完全であらうと思ひます、それでありますから、私の希望は自動車に關しては相當の豫備教習所を造らなければいけない、運轉手に關しては尠くも六箇月以上の豫備の勉强をさせる、即ち現在の勞働賃銀が非常に高くなつて居ります、故に電車でも二十四五圓の俸給を吳れて居るのであつて、自動車は現在實際三十五圓若くは四十圓、中には多きは六十圓、七十圓と云ふやうな非常な好い手當、若くば俸給を貰つて居ります、で此者は一朝有事の時に於ては、皆相當の運轉手として働をせねばなりませぬ、で今日軍用自動車などと云ふやうな事を、色々法律案で出て居りますけれども、運轉手は何にもならないのである、さうして運轉手と云ふ者は案外に十日や二十日ではどうしても間に合はないのであつて、どうしても相當の日月を要するのでありまするから、私が以上申上げました如く、相當の教習所を設ける、さうして六箇月以上の豫備の教習をして、さうして警視廳で運轉手にする者には、相當の場合に於ては資格も與へて、一朝事ある時には皆間に合はすと云ふことにして置いたならば、將來の爲にも宜しいのみならず、此事故を少なくすると云ふことの目的を達するであらうと思ひます、それで最後に私は一つ政府當局に特に聞いて置きたい事は、所謂私の殆ど此質問を提出したる所の理由でありまするが、現在此自動車の取締に關する所の規定と云ふものに、それは何を標準にしてあゝ云ふ規定を御作りになつたのであるか、現在是は東京の警視廳其他各府縣に、三つ四つしかないのである、其他は取締規定と云ふものは、殆ど無いと云うて差支ない、是程の危險なものが街を横行跋扈して居る、さうして頻々として人を殺し、或は人を轢き倒すのに、それに對する所の相當の規定が何にも無い、斯んな馬鹿げたことが世の中にあるものかと私は思ふ、それで警視廳から出て居る所の、此自動車の取締規定と云ふやうなものは、現在の此自動車の實際に添ふやうなものでなくして、多分電車規則か何かを其儘用ひたのか、外國に斯う云ふやうな規則があるから、それを翻譯して出したものであるか、實際の狀況に尠しも合はない規定を作つて居るのである、例へば取締に關しては自家用のものと營業用のものと二つに分けてありますが、其營業用に關する――其今日の自動車を營業にして居る者はどうでありませう、電車のやうな具合にやつて居るのでは無くして御客樣一人若くは二人を乘せて、さうしてあちらこちらを飛び廻つて居るのである、然るにどうかと云ふと、賃錢はきちんと定むべきこと、或は大きな聲で亂暴狼籍の聲を發すべからず、乘客降車の際は遺留品に注意すべし臭氣の發散するやうな者は乘せて行かぬぞ――現在の乘合自動車何かならば、それは十人か二十人乘れば、斯う云ふ規則が要りませう、電車の規則ならばそれは尤もでありますが、今日の自動車は非常に贅澤なものであつて、さうして一人とか、二人しか乘らないので、あの密閉車に向つて喧噪するとか、歌を唄つては行けないなどと云ふ規則を設けたのは、是は警視廳はどうして斯う云ふ形式のものを設けたのか、唯々御座敷なりで、斯う云ふことを並べれば宜いと云ふ一時の責塞ぎのやうな規則を出して居る實際の狀態に全然當嵌つて居らぬと云ふて可なりで

あります、殊に最も甚だしいのは〃都である、京都の如きは現に自動車の數は百三十六臺ある、此百三十六臺であつて今以て取締規則は何にも無いのであります、何にも無いのみならず、京都に於ては此死んだ者を四人出して居る、大正六年に――負傷者四十一人、併せて四十五人と云ふ――外の地方は十人の中の詰り七分の一位になつて居る所の表を現はして居るのに、京都のみが――京都のみが約三分の一と云ふ所の死傷者を出して居る、統計の上に――最も京都は東京及大阪などと違つて、道幅が狹いと云ふ所の理由もありませうけれども、何等取締規則を持たぬと云ふことは、私は一つの或る意味の關係があると思ふ、現在京都府知事のやうな者は、此の如き規則は出さないで、此統計表を見て無辜の人間を引殺したり引倒したりするのを何と心得て居るか、京都府知事は何と云ふ名前か知らないが、早速に處決さるべき性質のものであると私は信ずる、外の方は東京あたりは死んだ者は十六人、負傷者四百五十五人と云ふ比較的數が少ない、大阪も兵庫もさうである、殊に神奈川あたりは自動車の數が京都の三倍、三百五十四臺あるにも拘らず、死んだ者が四人さうして傷者が五十二人、此神奈川と申しますれば横濱も含んで居りますが、外國人などの這入つて居る所は、比較的に三倍の自動車を飛ばして居つて、京都などから見ますれば贅澤でなくして寧ろ地味的だ、それにも拘はらず三倍の自動車があつて、京都と同じ率に在る、是は何であるかと言へば一方運轉手が熟練をして居ると云ふ事もありませうけれども取締規則が京都には何にも無いと云ふ、斯う云ふことが私は全く原因を爲して居ると思ひます、京都府知事なる者は、私の演説の速記錄を必ず讀むであらう、讀んだならば何と申譯をするか殆ど一言も無いであらう（笑聲起る）可笑しい事ではない、全く惡るい事をして人に引倒されるとか、まづい事をして人に打たれるとか、自分にまづい事惡るい事があつて打たれるとか、蹴られると云ふことは、それは已むを得ないけれども、全く何の惡意も無い眞に善良な小さい子供、眞に善良なお婆あさんを何等の理由もなく引倒し引殺す、さうして其自動車と云ふのは大抵金持及富豪の弄び物と云ふも可なりで、今日はそれ程急がなくても宜い――ほんの一部の或る有力な人以外は必要でない其他は皆贅澤である、今日東京あたりあの自動車に乘つて歩るく者を御覽なさい殆ど藝者が八分でないか、藝者と道樂者が使つて居る、さうして最も愛すべき子供などを引倒すので、現に一昨日でありますが牛込で子供二人一時にやられた、其やられた物に其母親が今狂氣の狀態であると云ふことであります、斯う云ふやうなことで、殊に可愛らしい子供、年を老つたお婆さんが背後から突倒されて、其突倒した所の自動車に乘つて居る所の富豪は、意氣揚々として葉卷を燻らして居る、斯んな馬鹿な事があるものではない、故に今日政府は是非此際に於て、斯う云ふ取締の不徹底なものは全部改廢して、さうして全國劃一にする――取締は全國劃一にすると云ふことが一つ、もう一つ事件の起る根本は運轉手の不熟練、運轉手任用の規定は何にも無い、之も矢張全國劃一にして、さうして一般の運轉手を根抵から改良する、此二つを速かにやるべきものであらうと思ふが、何が故に政府は之をやつて居らぬのであるかと云ふことを質問し、併せて速かに之が實行せられむことを、私は希望するのであります。

○副議長（濱田國松君）　質問第四、警察官の行動に關する質問――横山勝太郎君。

四　警察官の行動に關する質問（横山勝太郎君提出）

警察官の行動に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年二月十二日

提出者　横山勝太郎
贊成者　藤澤幾之輔
外百十四人

警察官の行動に關する質問主意書

左の事實に關し後藤内務大臣に質問を爲さむとす

事實

昨二月十一日は紀元の佳節に當り在野國民の有志は一定の會費を徵して上野公園の料亭に集まり祝賀會を開催し聖壽萬歲を三唱して將に散會せむとするや三原上野警察署長は突如約三百人の警察官を引率して場内に闖入せむとし且會衆の場外に出てむとするを阻止したるを以て茲に官民衝突を來たし爲に拘禁せられたる者十數名に及ひ警察官亦微傷を受くるに到る之れ事を未前に防止すへき行政警察の目的を有する警察官か其の職權を濫用し犯罪を挑發したるもの也或は傳ふ會衆か三々五々二重橋附近に來り聖壽の萬歲を唱ふるを阻止するの目的に出たりと

質問主旨

第一　國民の有志か紀元節の祝日に際し一堂に會して祝賀會を開催したるに數百名の警察官及無數の憲兵を以て之を警戒するか如きは如何なる必要ありや

且靜肅なる會衆を威嚇するものにして却て取締の目的を達する能はさるへし内務大臣の所見如何

第二　祝賀會既に終了し會衆の退出せむとするに當り上野警察署長か警察官を引率して場内に闖入せむとし且會衆の退出を阻止するは如何なる法令に其の根據を有するや抑亦行政警察官の執るへき適當の方法なりや

第三　國民か衷心より紀元の佳節を祝し聖壽萬歲を唱ふへく二重橋附近に參集せむとするは至忠なる國民の至情也警察官か之を阻止せむとするは如何なる理由なりや

第四　政府は二月十一日上野公園に於ける官民衝突の一大慘狀を呈し國家の祝日に當り帝都を騷擾せしめたる責任を如何せむとするや

右及質問候也

○横山勝太郎君　私の質問を致します以前に、一寸關聯して議長に御尋ねを致します、今月十四日に當議場に決議案の上りし際、議長は此議事堂の内外の警護を、守衛以外の警察官に御委託になつた事實がありますか、どうでありますか、之を一寸承はつて置きたい。

○副議長（濱田國松君）　左樣な事は無いと存じます併し尚ほ十分取調べた上、追て御回答を申上げます

（横山勝太郎君登壇）

○横山勝太郎君　成るべく簡單に申上げます、大正七年の二月十一日、恰も我帝國の三大祝日の一たる建國の紀念日であります、即ち紀元節の當日に方りまして、恐れ多くも欽定し給ひし帝國憲法發布せられたる紀念日であつて、恰も三十年に相當すると云ふことでありますので、在野の有志、一々例を擧げますれば限りもないことでありまするが、其梗概を申上げますれば、憲政會員の院内の者、若くは院外の者、同志倶樂部、立憲青年黨、丁未倶樂部、實業團、青年記者團、國民議會、是等の者が主催者となりまして、上野公園の精養軒の樓上に憲法發布三十年紀念祝賀會、國民大會なるものを開催致したのであります、簡單に其經過を申上げますれば、國民大會なるものより特定の個人に對して通知を致しました、それは一々端書に致したのであります、其端書の要旨を一言申上げますれば「吾人同志は茲に相集り憲法の神髓を發揚せむが爲めに二月十一日の吉辰を卜して上野公園の精養軒内に園遊會式大祝賀會開催仕り候間同感の士奮つて御來會被下度此段貴意を得候」而して追書の内には會費五十錢持參の事、此の端書は當日辨當と引換に入口にて交付して呉れ、斯う云ふことになつて居ります、即ち一定の料金を徵收致しまして、さうして氏名住所の判明致して居ります所の、特定の人に對して通知を致しました、其の招待を致しました中には、政治に關係なき紳士紳商或は兩院議員、或は新聞記者其他の有志でありまして、固より何等の危險の無き、住所氏名の判明致して居ります相當なる人々に對して、通知を致しましたので、之れに集る所の者は一定の會費を出し、而して其の住所氏名を告げて、さうして集會を致したのであります、それから當日集りました會衆に配布致しました、順序書なるものがありまするが、是れも簡單でありますから一應申上げて置きますが、午後の正二時に爆竹を以つて開催し、二奏樂即ち紀元節の國歌を唱へ、三開會の辭、會長推薦それから祝辭の朗讀及び君が代の吹奏　兩陛下の萬歲閉會、斯う云ふ順序に相成つて居ります、又當日其席に於て主催者の一人の朗讀したる式辭がございますが、是は御許を願つて參考として後に速記の末尾に付加して戴きたいと考へます、で斯樣な經過に依て憲法發布の記念の祝賀會と云ふものを開催致しましたのでありますが、當日の午前十一時頃に、下谷の署長三原氏が會場に參りまして、主催者の一人でありますが所の小泉又次郎、大竹貫一、田中善立、此三名に面會致しまして、承る所に依れば大會終りを告げた際に、樂隊を先頭に立てゝ會衆一同は、隊を作つて二重橋に集合すると云ふことを仄かに聽いたのであるが、事果して事實とするならば、我警視廳は假令届をしましても之を認可しない方針でありますから、是は中止された方が宜からう、斯う云ふ穩かな内意がありましたから、小泉、大竹、田中の三

代議士は、諸むで其意を諒しまして、左樣な事は致しませぬと云ふことの誓を致したのであります、それから色々問答の結果、小泉、大竹、田中の三君は會場內の秩序維持に關しては固より吾々は全責任を帶びるけれども、既に吾々が集會の目的を終つて散會を宣言致した後は、事場外に關する事であつて責任を負ふ譯にはいかぬ、而して吾々は隊を成して二重橋に集ると云ふやうなことは、無論する氣遣もなし、する事も協議しないが、併ながら會衆の有志の者が三々伍々、任意に二重橋に行くと云ふやうなことが假りにありとするも、それは吾々の方で責任を負ふ譯にはいかぬ、此點はどうであるかと云ふことを反問致しました所が、三々伍々二重橋に行くことは差支ない、斯樣な事を三原下谷署長は言明致したのであります、左樣な注意があつた、漸く午後の二時過に開會致しまして、集る者が約千人であります、反對黨の新聞には二三百しか出席せぬと書いてありますし、又或る新聞には數千の人間が集つたと書いてありますが、恐らく事實の眞相は其中間に在りと思ひます、私は遺憾ながら當日出席致しませぬから、確的に申すことは出來ませぬが、兎に角千內外の人間であつたと云ふことは、各方面の情報を綜合して見て間違ない事實であります、それで小泉又次郎君が開會の辭を述べられ、大竹君が會長に推薦せられて、田中善立君が先刻速記に載せて戴くことを御許し願つた式辭を朗讀致し、三木、岡部、中島の三君が演說をされたやうであります、而して此二時過に開會致されました當日の大會の模樣を、私は當日其席に出席したる司會者や、其他の有志に就て聽く所に依れば、演說の中には慷慨激越なる言語を含まれた者も有つたやうでありますが、併ながら會衆は靜肅であつたのであります、殊に君が代の吹奏を致しまして　陛下の萬歲を三唱致しました時分には、會衆一同肅然として脫帽致しまして、さうして和氣靄々の裡に、極めて靜肅に此會を終つたと云ふことが事實の眞相であります、所が當日警察官の方では、どう云ふ間違でありましたか、此集會の目的に對して非常なる疑を挾みまして、何等か此祝賀會を爲すと云ふ事柄を名目と致して、會衆の或者若くは全體が、危險なる行動を爲すものであると云ふ事の邪推を致しまして、甚だ驚入つたる物々しき警戒を爲した模樣であります、左樣な次第で警察官は此會衆に向つて、非常な疑を挾んで、開會前既に警察官としては爲すべからざる行爲を、此會衆に向つて致して居るのであります、即ち第一に當日精養軒の入口に揭げてありました所の看板を幾度となく裏返しにして、入場する者の目に當らぬやうな方法を講じた、主催者の側に於きましては、それは甚だ不都合であると云ふので、警察官が裏返しにした看板を元の通りやつて表を出す、表を出せば又警察官が參つて之を裏返しにする、甚だ穩かならぬ事を爲すと同時に其入口の看板を置きまして附近には、正服を著けたる警察官が人垣を作つて、さうして入場を拒んだ、顏の知れて居る有志、其他相當の服裝を致して居る者は、彼等と論爭を致して漸く內に入る事が出來たのでありますが、兎に角何等危險な目的を持つても居らぬ、甚だ喜ぶべき祝賀會を催す所の門前に、警察官が人垣を作つて其入場を拒むと云ふ事柄は、甚だ宜しくない事柄であると考へます、それから甚しきに至つては、警察官自ら又は公園の園丁に命令を致しまして、本日の集會は極めて危險であるから、成るべく御出でにならぬ方が宜からうと云ふ忠告を致し、若くは脅喝を致した、是が爲に或者が好奇心に驅られて入場をした者もありますけれども左樣な危險な處であるならば行かぬ方が宜しいと云ふので、三々五々後に引返して歸つた者がありと云ふ次第であります、左樣な事柄でありますから、警察官の執るべき行動は、甚だ法律の上から見ましても、警察官の行動の上から考へましても、甚だ宜しくない事柄でありますが、兎に角左樣な形式で當日の集會を午後四時頃に終つたのであります、それで內に居りまする所の千有餘人の會衆が、將に散會を致さんとして、戶を開けますと云ふと、三原署長は約百五十人の正服巡査を連れて、さうして場內に闖入を致しまして、場內に在りました所の旗を奪ひ、又會衆の持つて居りました所の標章同樣に與へました所の、極めて小さな旗まで之を奪ひ取り、そこで會衆と警察官の間に非常な爭鬪を起しまして、皆さんが新聞紙で御承知の如く、遂に場外に於て警察官と會衆との喧嘩が起りました、是が爲め警察官も負傷を受け、又會衆の中にも兎に角負傷を受けた者が幾人となくあります、さうして檢束を受くる者が十有七人、今日になつて調査を致しますれば、既に職務執行の妨害若くば傷害罪なりとして、檢事の檢擧に遭ひました者が六人ございます、斯樣な結果に相成りましたと云ふ事柄は、其曲孰れにあるか、私は其判斷を致すの職責を持つて居りませぬ、否之を冷靜に考へますれば、寧ろ警察官が會場に闖入を致して、會衆の持つて居りまする旗を奪はんとしたと云ふ事柄が、此騷擾の動機であると致しますれば、其曲は警察官に在ると信じますけれども、それは姑く別の問題と致しまして、民衆に在るか、警察官に在るか、それは姑く之を問はずとしても、天長紀元の佳節に當つて、所謂建國の紀念日に當つて、帝都の中央に血を流すの慘事を見た事柄は、上　陛下に對し甚だ恐懼の至りであるし、又國家の一大不祥事であると私は考へる者であります、それで後に至つて更に調査を致して見る所に依りますると、當日上野警察若くは日比谷警察、其他市內の各警察署より非番巡査を召集せらるゝ事約千五百人であります、それから田中或は三木、此兩君が警視廳に出頭致しまして、大島官房主事に會つて御尋を致し、其官房主事の御答辯に依りますれば、正服巡査三百人丈を當日上野へやつた、角袖は僅か二十人位であるが、約三百人の巡査をやつたと云ふ事丈は、是は確かに疑問を存するものであります、それから精養軒から三橋迄は憲兵と警察官とを以て垣を作つて、殆ど蟻の這ひ出る事も出來ぬ程嚴重な警戒を致し、三橋から神田橋附近迄に至る迄、殆ど同樣の警戒を致し、殊に甚しきは當日總理大臣の官邸には、十有餘名の警察官を以て之を防護し、各大臣の官邸亦同樣であつたのであります、凡そ國民が國家の記念日に當つて帝都の或一角に祝賀會を催すと云ふ際に、會集する者に對して警察官が過大の警備をすると云ふ事柄も非常な私は失態であると考へまするが、何の必要あつて總理大臣其他各大臣の官邸に、百人五十人と云ふやうな警察官を派遣して、之を警衞致すのでありますか、全く其趣旨のある所を吾々國民は疑ふのであります、當日私の調査する所に依れば、警察官は甚だ冷靜を失して居りまして、現に酒を飮んで居る所の警察官もあつたのであります、人の取締をすると稱して會場の周圍に來る所の警察官にして、酒を飮んで居る者がある、又甚しきに至つては六尺有餘の青竹を振廻して、さうして小寺代議士の叱咤する所となつて、僅に其青竹を放棄したと云ふ事實もあるのであります、斯の如き次第と云ふものは、吾々は之を冷靜に考へて見て、警察官が甚だ失態の限りだと確信をする者であります、此事實に基づいて一二點內務大臣に御答を得たいと考へまするのに、二月十一日の紀元節に當つて吾々國民の有志が、憲法發布の三十年の記念會を催す際に、何の必要あつて數百人の警察官若くは憲兵を以て包圍するのでありまするか、私は其方法其目的に付て大なる疑を抱く者であります、御承知の如く行政警察規則の第一條には「行政警察ノ趣意タル人民ノ凶害ヲ豫防シ安寧ヲ保全スルニ在リ」其第三條の四には「國法ヲ犯サントスル者ヲ隱密中ニ探索警防スル事」斯う云ふ法令になつて居ります、恰も警察が軍隊の如き考を以て……

〔此時副議長濱田國松君退席議長大岡育造君復席〕

○横山勝太郎君　白晝公然正服巡査が隊を成して、靜肅に或る會の目的を遂せんとしつゝある者に對して、憲兵と共に之を包圍するとは何事でありまするか、私は全く此の行政警察規則の目的、行政警察規則の法文に違背したる不法千萬なる遣方であると考へるのであります、今日の如き警察の有樣は、古いことを私は能く存じませぬが、色々のものを讀んで見ますと、保安條例の時代若くは豫戒令の時代に警察官が如何なる行動を執つて居つたかと云ふ事柄は、此の議場に列せられて居るところの先輩諸君は疾くに御承知のことであります、私の見るところでは恰も其の保安條例時代、豫戒令時代の舊態に還元せんとして居るのであると考へます、此の如きは獨り人民の權利を害するのみならず、實に所謂憲法政治をして古に逆轉せんとするところのものであつて、我警察の爲に甚だ取らぬのであります、此の點に於て內務大臣は如何なる御考を持て御出でになりますか、之を切に聽かんとするのであります、第二に承らんとする所は、會場に集りし千有餘人の者は座長を推薦し、祝辭を朗讀致して、演說を致して、甚だ靜肅に、和氣靄々裡に散會せんとして居るに拘らず、突然警察官が百五十有餘人も隊をなして、此會場に闖入するとは何事でありますか、此意味が私には分らぬのであります、是は嚴重に申しますれば憲法の條章に反するし、刑法の規定に反するし、警察の目的に反します、兼て又警察官自ら騷擾を誘起したものと私は考へます、警察官が靜肅に行政警察

の規定に從つて機密の間に犯罪を捜査すると云ふ、穩健なる態度を執りまするならば、決して二月十一日のやうな騷擾は起らぬのであります、恰も當日其會に集りし所の吾々國民を、敵人を見るが如き考を以ち、自分は恰も軍人となつたが如く、軍隊であるかの如き考を以て過大なる警　を致し、法律に背き警察の目的に背いて、人が靜肅に集つて居る場内に闖入すると云ふ不法の行爲を執りましたから、當日の騷擾が起つたのであります、返す〲も遺憾千萬のことであります、由來皆樣も御承知の如く、我警察官は先頃も或る議員より質問されました如く、不眠不休の劇職に服して、吾々國民の安寧秩序を保護して呉れると云ふ點に就ては、吾々甚だ之を感謝致しますけれども、時に其警察の目的を濫用し、職權を濫用して犯罪を誘發すると云ふ嫌が屢々あるのであります、甚だ不祥の例を引くやうでありますが、四十四年一月十八日の我大審院に於ける特別裁判此裁判は或る社會主義に對する裁判でありますが、此判決の全文を讀んで見ますると、此特別裁判の事實裁判官は大審院に於ける最も老練なる、最も法律上の智識ある裁判官が裁判を致したのでありますが、其判決文の中には、彼等社會主義の一派が此の如き恐るべき犯罪をなしたのは、神田の錦輝館に於ける所謂赤旗事件と云ふものが、本である、或者が赤い旗を立てゝ往來を歩くと云ふので、警察官が其赤旗を奪つた、是が原因となつて警察官に對して復讐をしなければならぬと云ふので、あの大逆事件が起つたのであると云ふ事が、判決の冒頭に極めて明瞭に的確の證據に依て、之を判斷致して居るのであります其他色々吾々は常に裁判の法廷に出會しまして、警察官が行政警察の任務を完全に盡して、穩かに人民に對して折衝をするならばどのやうにもなり得るものを、默して之を看過して犯罪を爲さしめ、若くは誘發して犯罪を爲さしめて、後之を檢擧すると云ふ甚だ遺憾千萬な事を吾々は見聞致して居るのでありますニ月十一日の上野に於きまする今回の騷擾事件も私が是迄の取締の經過を一見致した所に依りますれば遺憾ながら之を警察が誘發したものであると斷言して憚りませぬ、此點に對して如何なる御調査に相成り、如何なる御考を御持ちになつて居りますか之を聽かんとするのであります、第三に承つて置きたいのは御承知の如く樂隊を先頭に立てゝ隊をなして二重橋に參りまして、萬歲を唱へると云ふ事柄は宜しくないかも知れませぬが、併ながら吾々國民が建國の記念日に當り、憲法發布の三十年の祝日に當つて、三々五々有志の者が二重橋に參りまして、萬歲を唱へると云ふことは、是は素より忠良なる國民の至情でありまして、警察官は當然之を許すべきものと思ひます、當然是は許可すべきものと考へます然るに當日の警戒の模樣は、和田倉門にも或は其他の宮城の周圍にも、悉く多數の巡査を派遣して、人一人と雖も宮城の前に行くことを許さない、偶々或る手段を以て行つた處が、五人か十人の者に對しても、直ちに解散を命じて、萬歲を唱へることを制止したと云ふ事實があります、是は如何なる目的でありますか、御承知の如く吾々國民が或る機會或る時機に、宮城の二重橋の前で萬歲を唱へると云ふ事柄は、今日まで許されてある所の慣例であります、屢々之をやつて居るのであります、建國の記念日に當つて、憲法發布の三十年祝日に當つて、國民が國民の至情として宮城の前に參りまして、萬歲を唱へると云ふ事柄は、私は美はしき我大和民族の皇室に對する自然の關係であると考へます、之を警察官が妨害するとは一體何事でありますか、吾々國民と　皇室との間を阻碍せんとする者でありまして、實に三千年の我國體を破壞せんとする者であります、斯樣な次第でありますから、吾々國民が二重橋に參りまして、萬歲を唱へることが何故に不可でありますか私は之を聽かんとするのであります（「危險があるからだ」と呼ぶ者あり）何も危險はありませぬ。

○議長（大岡育造君）　それはいけませぬ。

○横山勝太郎君　最後に第四として御尋を致します先刻議長に御尋致しました所が、議長は御不在でありましたが、副議長よりして御答辯がありました如く、二月十四日の本會議には決議案が上程せられまして、其當日は兎に角議場も緊張したのでありますが、其際に私の甚だ不可思議に考へましたのは議院の外は實に警察官を以て包圍せられたのであります（「嘘だ」「嘘を言ふな」と呼ぶ者あり）嘘ではありませぬ、幾百人の警察官が我議院の門前に堵列をして、吾々を監視したのであります（「嘘を言つてはいけない」と呼ぶ者あり）其事柄は假に議院の外でありましたからして、警察官の自由なりとするも（「馬鹿を言へ」「そんな嘘を吐いてはいかぬ」「嘘だ」と呼ぶ者あり）御承知の如く……

○議長（大岡育造君）　横山君に御注意を申します、我衆議院若くは貴族院、其帝國議會が警察官に包圍せられたと云ふやうなことは斷じてありませぬ。

（「そんなことはない取消せ」と呼ぶ者あり）

○横山勝太郎君　私の包圍せられましたと申しますのは、全然吾々が出入出來ぬやうに包圍されたと云ふ譯ではありませぬ、私は形容詞を以て申したのであります。

（「懲罰に付すべし」と呼ぶ者あり）

○議長（大岡育造君）　議院の威信に關します。

○横山勝太郎君　詰り多數の警察官が議院の門前に居つたと云ふ理由を聽かんとしたのでありますが、既に議長から御注意もありましたから、それは謹んで取消します、それは私の失言であります（笑聲起る）

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○横山勝太郎君　其事柄は假りに宜しいとするも、私が或人より承る處に據れば、此議院内の茶飲所であります、或は小使部屋と申すかも知れぬ、湯呑所と申すかも知れませぬが、其處に幾人若くは幾十人かの角袖巡査が甚だ多く出入致して居つたと云ふことであります（「幾十人も這入れるか」と呼ぶ者あり）此事柄が有るか無いかは存じませぬが、左樣に承つて居りますが、若し左樣な事實が有るとするならば、私は議長の——議場の警察權を侵害したる不法千萬な事柄であると考へます、私は無しと信じますけれども、有つたやうに承つて居りますから、此事柄も若し議長から御說明を願へれば甚だ結構であります、假に議長より御答が出來なかつたならば、私は内務大臣より左樣な事實が有つたかどうかを承りたいのであります、私は是丈を以ちまして、二月十一日の兎に角紀元節、憲法發布の三十年の祝日に當りまして、警察官が良民を發して吾々國民の一角の者を挑發し誘導して、斯の如き犯罪事實を爲さしめ、若くは騷擾を爲さしむるに至つたのは、私は大日本帝國の爲に甚だ遺憾千萬なことであります、由來我が警察官の橫暴なることは明治初年の邏卒時代より、劍を執つて戰爭したる所の因襲の久しき、遂に警察官の性格を成して、今日の如き人權蹂躪をやり、憲法の破壞迄もやらんとして居るのであります私は事甚だ重大なりと考へますから、どうか責任ある内務大臣の御答辯を、切に聽かんとする者であります。

（拍手起る）

（參照）

祝　辭

爰に帝國憲法發布第三十年記念の佳辰に値ひ顧みて以往の政績に攷へ親しく現代の國情に察し無量の感慨胸臆を襲ひ血淚の滂沱たるを禁すること能はす

恭く惟ふに憲法發布詔勅中の一節に曰く『朕か親愛する所の臣民は即ち朕か祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其の康福を增進し其の懿德良能を發達せしめむことを願ひ又其の翼贊に依り與に俱に國家の進運を扶持せむことを望み乃ち茲に大憲を制定す』と又曰く『我か臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なることを回想し其の朕か意を奉體し朕か事を奬順し相與に和衷協同し益々我か帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此の負擔を分つに堪ふることを疑はさるなり』と　聖旨何そ宏遠なる皇謨何そ赫耀たる嗚呼是れ立國の精華を發揮し同治の眞髓を昭明したるもの、憲政の要義終に此に出てす億兆臣民宜く常に聖意を奉體し相與に報効の誠を竭し以て國家の進運を扶持せんことを努めさるへからす况や方今内外多事國家興廢の機繫りて一髮の間に存す大に斯の國是を恢宏し皇猷を發展し益々帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるもの惟々今の時を然りと爲す先皇既に臣民の忠良に倚信し憲法を頒ちて翼贊の道を弘めたまふ臣民たる者豈に漫然拱手して時局を看過し聖明の負託を曠くして分擔の責を擗るを容さんや

顧みて憲法實施後の功績を按するに制度の根基既に立ちて運用の妙之に副はす往々にして逆施背進の勢を形し輿論の政、歲と共に荒む此趨勢は寺内内閣に及んで特に著しきを示し先皇立憲の洪圖幾んと將に徒爾に歸せんとす抑も現内閣は其成立の事情既に自然に悖り其立脚の地亦太た非にして固より立憲の本義と相容れす其施設の如きは放漫孟浪一も經綸の見るへきなく徒らに一時を糊塗して以て自ら保障するに維れ力む且つ其外政の弛廢に至りては　に爲よりも甚しく此千秋の時會に際し

て進んで自主的方針を確立して鴻謨を發展するの斷に出でず却て列國の鼻息を窺ふて偸安に終始し以て異日の禍患を醸成するを知らず凡そ此の如き內閣の存立するは眞に我帝國の一大不幸にして先つ之を打破するにあらすんは帝國國運の伸暢得て期すへからさるなり

茲に全國同憂の士相會して帝國憲法發布三十年記念祝賀會を催すに當り偶々此無能非立憲內閣の存在に遇ひ爲に擧國一和して其慶を同くする能はさるは吾人の痛恨措く能はさる所なり然りと雖も公議の大道は明皇の開拓に成り憲政の擁護は天人の一致する所、現下の陰雲を排して憲政の光明を揚くるは其期蓋し遠きにあらす吾人は謹て明治大帝立憲の盛意を奉體し先民の事業を紹述し相與に憲政を擁護し國運を扶翼せんことを誓ふ聊か蕪言を述へて祝辭に代ふと云爾

大正七年二月十一日

憲法發布三十年記念祝賀 國民大會

○議長(大岡育造君) 內務大臣の答辯は別にあるべき筈でありますが唯今議長に向つて御尋は私此處に直ぐ答へます、本年の議會は寔に靜肅を保つて居ります、何等別に警察の力を要するやうな事の無いことは、諸君の御承知の通りであります(「ひやく」と呼ぶ者あり) 議長に於て警察の力を借りるやうな事は斷じて致しませぬ、御安心なさい。

〔拍手起る〕

○横山勝太郎君 議長、一言丈御許を願ひます、私は承る所に據れば、議院內――議院の一部であると稱する建設物の中に、當日幾人と云ふ人數の特定は出來ませぬけれども、角袖巡査並に制服の者が多數入込んで居つたと云ふことを、現に耳に致して居るのであります、左樣な事柄は無き事であると信じます、又無き事を希望致しますが、又唯今の議長の言明に依つて甚だ安心致しますが、左樣な事が確に吾吾議院の一角にあつたと云ふことでありますから、若し之を御承知でありますならば、議長より更に御答辯を仰ぎたいと思ひます。

○議長(大岡育造君) 横山君に御答申します、さう云ふことは無いと信じまするが云々と云ふことは、左樣な假定の事を以て――無いと自らも御信じになることを根據にして、此議場に爭論を爲さると云ふことは、斷じて御止めになることを希望致します。

〔「懲罰々々」と呼ぶ者あり〕

○岩崎勳君 議長。

○議長(大岡育造君) 岩崎君。

○岩崎勳君 議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち此處に市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案の第一讀會の續を開き、委員長の報告を求め且つ其の審議を續行せられんことを希望致します

〔「贊成々々」と呼ぶ者あり拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の日程變更の動議に御異議はないと認めます、仍て日程は變更せられました、委員長の報告を求めます、委員長中橋德五郎君

市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

〔中橋德五郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○中橋德五郎君 本員は市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案の委員會の經過及結果を御報告致します本委員會は四回開會を致しまして、多少の修正をして政府案を通過致した譯であります、政府案は御承知の通りに、昨年の本院の決議に基いて、負擔の輕減及教育の改善と云ふことの精神を達すると云ふの趣意で、提出になつたのであります、それが爲に小學校の教員の俸給の一部を國庫の負擔とする、是が第一の趣旨である、それから其負擔の金額は一千萬圓、斯う云ふことになつたのであります、之に對しまして委員會に於きましては、熟心なる質問審議がありました結果、二三の政府當局の言明を得まして修正案に又當局の同意を得たのであります、其言明を得ましたのは、一千萬圓の此支出金額を、速かに二千萬圓近くにして貰ひたいと云ふことの希望を述べたのでありまするが、當局者は之に對しまして、出來る丈速に其希望に達するやうに努めると云ふことの言明があつたのであります、其金額は明確でありませぬが、小學校教員の給料總額の半額に或る時期に達する、斯う云ふのでありますそれから此法案が通過致しますると、政府に於ては小學校の教員の俸給令の改正を致して、增加すると云ふことの企圖を有つて居るのであります、之に對しまして委員會に於ては、俸給令の改正增額は宜しいが、最低限の金額は之を變更しないやうにして貰ひたいと云ふ希望を述べたのであります、是も當局の同意を得ました、それから其次は一千萬圓の金額の中、貧弱なる町村に對しまして、此十分の一、百萬圓を差引きまして殘りの九百萬圓の中、出來る丈多額に負擔の輕減の方を向けて貰ひたいと云ふことの希望を述べたのであります、之に對しまして又當局者は、出來る丈希望に副ふやうにすると云ふ、斯う云ふ言明があつたのであります、仍て委員會に於きましては、唯今配付になりました修正案の通り、修正を可決致しました、それは政府の提出の原案は、尋常小學校及高等小學、共に此經費の一部を負擔すると云ふのでありましたが、委員會に於ては其中の高等小學を除きまして、尋常小學丈にすると云ふことに致して、此配付になりました修正案の通りに致した譯であります、本案は各黨の諸君に於かれても、愼重に御研究のあつたことゝ信じまするから、報告は簡單に是丈で止めまして、滿場の諸君の御贊成を希望致す譯であります。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 本案の二讀會を開くや否やを御諮り申します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 本案二讀會を開くに異議なしと認めます。

○岩崎勳君 直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長の報告通り可決確定せられむことを希望致します。

〔「贊成」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議なきものと認めます、即ち直ちに第二讀會を開き、議案全部を議題と致します。

市町村立小學校教員俸給國庫負擔法案 第二讀會(確定議)

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 別に御異議がなければ三讀會を省略して、可決確定したる事を宣告致します――次は日程第一、私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案、第一讀會の續を開きます――委員長横井藤四郎君。

第一 私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案(有森新吉君外一名提出) 第一讀會の續(委員長報告)

〔横井藤四郎君登壇〕

○横井藤四郎君 私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案、委員會の經過及結果を簡單に御報告致します、本案の委員會を開きましたことが前後三回であります、而して其間政府委員の出席を求めまして質問應答を繰返し、又提出者との間にも同じく質問應答を重ねまして、熱心に且つ愼重に審議を致しまして、一の修正と政府の言明を得まして、本案を可決致したのでございます、本案の內容に付きましては、既に提出者から詳しく御說明がありましたから、私が茲に繰返すことを省きたいと思ひます、唯々二三の要點を申上げまするが、本案は政府の同意を得ましたのみならず、此第三條に規定してありまする所の趣旨の徹底するやうに、政府は相當の方法を採ると云ふことを言明せられたのであります、是は本案は主として土地に對して免租及び其他の公課を免ずると云ふことになつて居りまするが、或る地方に於きましては、建物にも今日公課を課して居る所がございますので、建物に課して居るところの公課も、矢張課せないやうにする規程を、第三條の中に挿入すると云ふ意見がございましたが、唯今申上げました政府の言明に依りまして、矢張原案の儘に其條項もなりましたのでございます、それから附則に第一項を加へましたのでございます、「地租條例第十五條第一項及第二項ノ規定ハ之ヲ本法ニ準用ス」と云ふ一項を加へました、此一項の規定なるものは、免租になつた所の地租の徵收、又は新たに免租地から有租地になつた場合に、それを徵收する所の方法を規定してあるものでございます、斯の如くして本案は全會一致を以て可決致したのでございます、願くは滿場の諸君も御贊成下さいまして、一致を以て御可決あらんことを切に希望致します、此段御報告申上げます。

○議長(大岡育造君) 本案の二讀會を開くや否やを御諮り致します。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がないものと認めます仍て第二讀會を開くことに定まりました。

○岩崎勳君 直ちに本案の二讀會を開き三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定せられんことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はないものと認めます、仍て直に二讀會を開き議案全部を

議題と致します。

私立學校及公益法人の用地免租に關する法律案　第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ三讀會を省略し本案は可決確定したることを宣告致します――日程第二、物價調節に關する建議案――提出者元田肇君。

第二　物價調節に關する建議案（元田肇君外四名提出）

物價調節に關する建議案

物價調節に關する建議

物價の暴騰暴落を防きて常に其の平準を保ち國民生活の基礎を安定するは爲政の要訣なり然るに現下諸物價騰貴し一般國民をして生活の不安を感せしめ且生産工業の基礎を危くするに至る政府は宜く各般の事情を斟酌し輸出品の制限若は禁止海陸輸送力の調節關稅通貨等の按排其の他物價調節に必要なる政策を定め適當の措置を講すへし

右建議す

〔元田肇君登壇〕

○元田肇君　本日は物價調節に關する建議案提出の理由を述ぶるに先だち、本員等の最も重大なる問題と考へて居ります所の本問題に付き、建議の趣旨を述ぶるに當り、幸に當局大臣總理大臣其他內閣諸公の列席せられたことを寔に滿足に存じます、物價調節の事柄に付きましては、段々各方面の研究もあるやうで有ますが、本員等は特に此問題を以て國防外交教育等の重大問題と同様、若くは或る意味に於ては更に重大なる案件と致しまして茲に提案致した次第でありますからして、種々御研究の御方もあるでありませうが、暫く御靜聽を願ひたく存じます、抑物價の暴騰暴落は、共に國民生活の上に於きまして、多大の關係を有するものであります、此暴騰暴落の如何に依りましては國民生活の基礎を潰亂する事にもなりますでありませう、從つて國家經濟上に容易ならざる危殆を及ぼすと云ふ事は、今更私が此所に喋々するの必要も無い位であります、故に其原因の在る所を研究致しまして、豫め相當の範圍內に於きまして、物價の平準を保つと云ふ對應策を講ずる事は最も大切なる爲政の要訣であると信ずるのであります、斯の如き次第でありますからして、本員等は今日より僅かに一年若くば一年半位以前であつたかと存じまするが、前內閣即ち大隈內閣の當時に當りまして、不幸にして米價非常に下落を致しまして、地方の困難の狀況が殆ど慘狀を極める有樣でありましたからして當時吾々は調節の建議案を提出した事であります、然るに此建議はそれ迄になりまして、米價は勿論其他の物價の調節と云ふことに付きまして、確たる政策を立つることが出來ずして、大隈內閣は總辭職になつたのでありまするが、其後幾何の年月をも經ざる今日に於きましては、更に大暴騰を來しまして、今日の帝國の狀況を見ますれば、一般國民生活の上に不安を來せるのみならず、生産工業の上に於きましても、容易ならざる危殆を釀しつゝあると存じます、殊に私が申す迄もないのでありますが、中産以下の人民に取りましては、今日迄は平生貯蓄してある所の資力の彈力と云ふものがありまして、どうにか斯うにか不安の際を忍び經過し來つたのでありますが、今や漸く其彈力も盡きんとする場合に接しまして、困難窮迫の殆ど絕頂に達せむとしつゝあるのであります、今日吾々どうか斯うか衣食を致して居りますれば、外觀何でもないやうでありまするが、一度顧みて此眞相に想ひ及びますれば、悚然として悲慘の感に堪へぬのであります、之を極言すれば國防何かあらむ、教育何かあらむ、總ての問題も此眼前に迫つた生活難と云ふものに對しては、寧ろ小問題として宜い位の大切急迫の時期に瀕して居ると存じます、此結果と致しましては種種危險の事も生ずべき爲政上最も恐るべき次第と存じます、或は主義上のこと、或は憲法上の意見の相違とか、種々論爭することもございますが、夫れ等總ての事柄の外に、生活難より生ずる所の危險より恐るべきものはないと私は思ふ、實に今日は何は偖措きましても此物價調節と云ふ事を攻究しなければならぬ時期に切迫して居る、否寧ろ遲かりしと云ふ誹りを受けるかも知らぬと云ふ場合であると思ひます、元來物價の高低は其原因する所が多端でございませう、隨つて人力の容易く左右し得べきものでないと云ふことは、私共も信ずるのであります、併ながら能く其原因の來る所を研究致しまして之が對應策を講じましたならば、縱令高低を抑止することが出來なくても、比較的穩健なる範圍の間に於て、高低する丈の事は出來ると云ふことを信じて疑はぬのであります、即ち今回暴騰の如きは、種々原因がございませう、歐洲戰亂の影響を受けたことも大きい原因でありませう、又需用供給の不平均と云ふことから起つて居るのもありませう、例へば米が全國に於きましては澤山に出來て居る、併ながら東京若くは其他の方面に於きまして不平均でありまして、其供給の少なき所は代價の騰るは當然の事でありますが、需用供給の不平均、通貨の膨脹、輸送力の不足等は主なる原因であらうと思ひます、勿論此の他にも幾多の原因あるに相違ありませぬけれども、是等は大なる原因を爲して居るものであらうと思ひます、隨て深く各般の事情を審究致しまして、需用に付きましても節約を加へ、輸出の制限、若くは禁止輸入の奬勵、輸送力の調節、關稅通貨の按排等施措其宜しきを得たならば、現下の物價をして相當の平準に復せしむることは、敢て不能のことにあらずと確信致すのであります、頃日政府は米麥麥粉と云ふ特種の物に付きまして、外國に輸出せむとするものは許可を受けよと云ふ省令を追加されましたが、此の省令の內容に立入りましたならば、寧ろ禁止若くは制限したことになるのであらうと思ひます、此制限されたことの當否は、私が此處で論斷するのではありませぬが吾々は是丈ではまだ足らぬと思ふのであります、往時にありましては米價を或は向上させるとか下落させるとか致しますれば、他の諸物價は之が基となつて、段々に平準を得て往つたものでありますが併しながら今日の經濟界商業界は非常に複雜致して來まして如何に米麥の價を下落をさせたからと云つた所で、他の物價は必ずしも其下落に伴ふて來ないと云ふことを事實と認めます、是に於て單り米なり麥なりと云ふ特種品に限りまして、或は輸出禁止をする、或は或る方法を設けて下落せしめるやうなことを致しましたならば、米麥の下落は結構であるか存じませぬが、他の物價の下落が之に伴ひませぬから、其害を被りまするは單り生産者たる農民であると思ふのであります（拍手起る）それ故に此建議案を提出するに當りまして、吾々が諸物價の調節と云ふことを、特に期待した譯は此處に在るのであります（拍手起る）單に一品二品の調節を圖る爲に適當の措置を執りましても、それが爲に全體の物價の下落せざる以上は、唯々下げられた物丈の關係者が困ると云ふことになるのでありますから、全體の物價の調節の出來るやうに、相當の案を立てられたいと云ふことの建議を爲す次第であります相當の案――總ての物價に及ぶ相當の案とは先刻申上げました通りに、種々なる方面の機關に按排して調節を圖りましたならば、總ての物價に於きまして相當の平準に歸することを、吾々は信じて疑はぬのであります、（拍手起る）尙ほ私は此處に一言致しまするのは、近來政府に於きまして種々の措置を執つて居る、定めて此邊を御心配から出たものであらうと思ひます又他の各方面に於て希望研究されて居る事柄も、此物價調節と云ふことに重きを置かれて居ること丶信じまするが、何れも目下非常に物價が昂騰して居りまするからして、此昂騰したる物價を下落させると云ふことが眼目になつて居つて、總ての議論が出て居るやうに存じます、私共の希望する所は暴騰の宜しきを得ぬと同時に、暴落に對しても亦今日より、之を豫防せねばならぬと云ふことを主張する者であります（拍手する者あり）要は相當の範圍內に於て物價の平準を保つ、是が即ち吾々希望する所でありまして、此平準を保つ所の施設措置と云ふものを攻究せられて、速に對應策を立てられたいと云ふことが、本員等の希望する所であります、本建議の趣旨に付きましては、滿場の諸君に於ても特に御心配になつて居る事と信じます隨て御異議のあらう道理はないと信じまするから、私は敢て多辯を弄せず、茲に說明を止めて置きまするが、願くは諸君、滿場一致の御贊成に依りまして、本建議を成立せしめ、而して政府をして速に相當の措置を講ぜしめ、以て時局の希望に應ずると同時に、將來の安定を確保する政策を樹立せられむことを望むのであります（拍手起る）諸君の靜聽を謝します（拍手起る）

○岩崎勲君　本案は前に委員に付託したる物價調節に關する建議案外一件と、同一の委員に併せて付託せられんことを希望致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ないと認めます、即ち本案は、前に物價調節に關する建議案と同一の委員に付託致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○岩崎勲君　再び議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に紫安新九郎君の懲罰事犯の件を議題と爲し、委員長の報告を求め、且つ其審議

を續行せられんことを希望致します（拍手起る）

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議、議事日程を變更すると云ふことであります、御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議はないと認めます、即ち議事日程は變更せられて、是より懲罰事犯に關する議事を開くことになります、即ち是より祕密會になります――傍聽人の退場を命じます。

議員紫安新九郎君懲罰事犯に關する件

〔午後三時四十三分祕密會に移る〕

〔午後五時二十四分祕密會を終る〕

○議長（大岡育造君）　祕密會議の結果を報告致します、祕密會議に於て討論の末、懲罰委員長の報告即ち紫安新九郎君に謝辭を述べしむべしとの報告を可決致しました、仍て紫安新九郎君の著席を求めます

〔紫安新九郎君著席す〕

○議長（大岡育造君）　紫安新九郎君、唯今祕密會議に於て討論の末、委員長の報告の通りに決しました仍て此壇に於て決議の結果として謝辭を述べられむことを求めます。

○紫安新九郎君　委員長。

〔笑聲起る〕

○議長（大岡育造君）　紫安君。

〔紫安新九郎君登壇〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○紫安新九郎君　諸君、本員は院議を重んじ、茲に之に從ふの意志を明かに致します。

謝辭要領

大正七年二月二十一日衆議院本會議に於て議員村松恒一郎君に對し爲したる言辭は無禮にして議會の品位を損するものなるに依り茲に謹んで之を陳謝す

〔拍手する者あり〕

○岩崎勳君　日程第三以下に對し……

○議長（大岡育造君）　一寸……通告があります。

○岩崎勳君　さうですか。

議事進行に關する件

○議長（大岡育造君）　田中君。

〔田中萬逸君登壇〕

○田中萬逸君　諸君、本員は議事の進行に付て質問を致したいと存ずるのであります、それは議院の秩序に關することでありまして衆議院規則第百七十二條に「議場ニ入ルモノハ羽織袴「フロックコート」又ハ「モーニングコート」ノ外總テ略服ヲ著シ又ハ異様ノ服裝ヲ爲スヘカラス」と明記してあります、然るに本日の此議場に於きまして、議員の品位並に議員の體面を大に重んぜらるべき所の政友會に於きまして、東武君が、此規則に違反を致して、脊廣服を著して議席に著いて居られまする、前後三回議員に御當選になつた東君と致しまして、甚だ不似合でありまするが、是は恐らく議院法並に衆議院規則を御存じない爲であらうとは存じまするけれども、何分にも二十一日以來、立法府に參與する議員が法律を知らないと言ふたと云ふことが懲罰事犯になりまして唯今此處で紫安君が陳謝するの已むなきに至りましたから、時節柄私は茲に東君が議院法を知らないとか何とか云ふことは申しませぬ、併ながら是は事は甚だ小ではありまするけれども、議院の秩序を保つ上に於て、又議員の品位を保つ上に於て、議場の神聖を保つ上に於て頗る重大なことであらうと私は確信して疑はないのであります（拍手する者あり）此意味に於きまして、議長は宜しく議院の神聖を保つと云ふ上に於きまして、相當東君に向つて警告を發せられんことを私は希望致すのであります（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　田中君の御注意に依て、議長も初めて其事を知り得ました……

○東武君　議長。

○議長（大岡育造君）　東君。

○東武君　私は此席で發言しても差支ありませぬか

〔「登壇々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御待なさい――議長は東君に自ら退出なさることを希望致します。

○東武君　議長――一寸それに付て一言しなければならぬ――議長――議長。

○議長（大岡育造君）　既に略服を著して居られる以上は、それを此壇に登らしめることは出來ませぬ、

（拍手起る）

○東武君　議長――議長。

○議長（大岡育造君）　敢て異裝を以て此議場に議論を喚起すること勿れ、斯樣に私は申します――違反の聲を聽かない中に、宜しく自ら御退出なさい。

〔「議長公平」と呼ふ者あり〕

〔東武君退場〕

○岩崎勳君　日程第三以下に對し延會の動議を提出致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君より延會の動議が出ました。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、仍て本日は是にて散會。

午後五時三十四分散會

○大正七年二月二十八日（木曜日）

午後一時十九分開議

議事日程　第十六號

第一　共通法案（政府提出、貴族院送付）　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　朝鮮の生産に係る物品の移入稅免除に關する法律案（政府提出）　第一讀會

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五　勢江鐵道敷設に關する建議案（天春文衞君外八名提出）

第六　紀勢鐵道建設に關する建議案（岡崎邦輔君外十四名提出）

第七　阿讃鐵道建設に關する建議案（三土忠造君外二名提出）

第八　四國海岸巡環鐵道建設に關する建議案（小西和君外一名提出）

第九　四國沿岸鐵道建設に關する建議案（板東勘五郎君外十名提出）

第十　新見三次間鐵道建設に關する建議案（湯淺凡平君提出）

第十一　（特別報告第一號）安倍川治水に關する請願外一件（委員長報告）

第十二　（特別報告第二號）大井川治水の請願外二件（委員長報告）

第十三　（特別報告第三號）和賀川河身改修工事の請願（委員長報告）

第十四　（特別報告第四號）淀川再改修に關する請願（委員長報告）

第十五　（特別報告第五號）質屋取締法中改正の請願（委員長報告）

第十六　（特別報告第六號）國有林野を地方自治體に下附の請願（委員長報告）

第十七　（特別報告第七號）帝國在鄉軍人會國庫補助の請願外七件（委員長報告）

第十八　（特別報告第八號）愛媛縣宇摩、新居、周桑三郡を第十一師團の管區に編入の請願（委員長報告）

第十九　（特別報告第九號）佐香村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十　（特別報告第十號）村山村三ツ木に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十一　（特別報告第十一號）鈴田村に三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十二　（特別報告第十二號）東南方村東鹿籠西鹿籠部落中に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十三　（特別報告第十三號）上牧村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十四　（特別報告第十四號）[illegible]姶村上別府に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十五　（特別報告第十五號）豐實村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十六　（特別報告第十六號）金塚村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十七　（特別報告第十七號）花垣村白樫に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十八　（特別報告第十八號）嵜山村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十九　（特別報告第十九號）老川村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第三十　（特別報告第二十號）樺島郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第三十一　（特別報告第二十一號）鎭西實久雨村へ電信架設の請願（委員長報告）

第三十二　（特別報告第二十二號）志木町郵便局に電信急設の請願（委員長報告）

第三十三　（特別報告第二十三號）江住郵便局に電話事務開始の請願（委員長報告）

第三十四　（特別報告第二十四號）淸水町江尻町間特設電話通話料廢止の請願（委員長報告）

第三十五　（特別報告第二十五號）元吉原區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第三十六　(特別報告第二十六號)元八幡區裁判所復舊の請願　(委員長報告)

第三十七　(特別報告第二十七號)元八幡濱區裁判所復舊の請願　(委員長報告)

第三十八　(特別報告第二十八號)元中之條區裁判所復舊の請願　(委員長報告)

第三十九　(特別報告第二十九號)元龍ケ崎區裁判所復舊の請願　(委員長報告)

第四十　(特別報告第三十號)元佐野區裁判所復舊の請願　(委員長報告)

第四十一　(特別報告第三十一號)元三國區裁判所復舊の請願　(委員長報告)

第四十二　(特別報告第三十二號)元武生區裁判所復舊の請願　(委員長報告)

第四十三　(特別報告第三十三號)元野邊地區裁判所復舊の請願(委員長報告)

第四十四　(特別報告第三十四號)司法代書人法制定の請願外百八十九件　(委員長報告)

第四十五　(特別報告第三十五號)生月村に區裁判所出張所設置の請願　(委員長報告)

第四十六　(特別報告第三十六號)石森町に區裁判所出張所設置の請願　(委員長報告)

第四十七　(特別報告第三十七號)市勢村金市に區裁判所出張所設置の請願　(委員長報告)

第四十八　(特別報告第三十八號)手莊村に區裁判所出張所設置の請願　(委員長報告)

第四十九　(特別報告第三十九號)小野田村東小野田に區裁判所出張所設置の請願　(委員長報告)

第五十　(特別報告第四十號)士別町に區裁判所出張所設置の請願　(委員長報告)

第五十一　(特別報告第四十一號)瀨戸町に登記所設置の請願　(委員長報告)

第五十二　(特別報告第四十二號)鹽川町に登記所設置の請願　(委員長報告)

第五十三　(特別報告第四十三號)中富良野村に登記所設置の請願　(委員長報告)

第五十四　(特別報告第四十四號)稻垣村に登記所設置の請願　(委員長報告)

第五十五　(特別報告第四十五號)區裁判所管轄區域變更の請願　(委員長報告)

第五十六　(特別報告第四十六號　借地權救濟法制定の請願　(委員長報告)

第五十七　(特別報告第四十七號　水戸地方裁判所下妻支部權限復舊の請願　(委員長報告)

第五十八　(特別報告第四十八號)盲啞教育令發布の請願外一件　(委員長報告)

第五十九　(特別報告第四十九號)三次大田間山陰山陽兩道連絡輕便鐵道線路測量及建設の請願　(委員長報告)

第六十　(特別報告第五十號　都城飫肥間國有鐵道敷設の請願　(委員長報告)

第六十一　(特別報告第五十一號)三戸千曳間南部鐵道敷設の請願　(委員長報告)

第六十二　(特別報告第五十二號)五所川原能代間鐵道敷設の請願　(委員長報告)

第六十三　(特別報告第五十三號)福山今市間輕便鐵道敷設の請願　(委員長報告)

第六十四　(特別報告第五十四號)天鹽線輕便鐵道速成の請願　(委員長報告)

第六十五　(特別報告第五十七號)司法代書人法制定に關する請願　(委員長報告)

○議長(大岡育造君)　諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一議員の異動左の如し

岐阜縣郡部選出議員永田吉右衞門君死去せり

一議員より提出せられたる議案左の如し

神祇に關する特別官衙設置建議案

提出者	岩崎勳君	中倉萬次郎君
	恒松隆慶君	粕谷義三君
	遠藤良吉君	大津淳一郎君
	樋口秀雄君	栁原文太郎君
	津末良介君	川崎克君
	紫安新九郎君	金杉英五郎君
	土井權大君	犀崎元次郎君

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

日露日支兩協約の實行並支那鐵鑛國有に關する質問主意書

提出者　一宮房治郎君

東京市政に關する質問主意書

提出者　磯部尚君

市町村長及助役優遇に關する質問主意書

提出者　恒松隆慶君　西田銳吉君

一、政府より受領したる答辯書左の如し

大正七年二月二十七日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員三木武吉君外一名提出言論自由の妨害並人權蹂躙に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員三木武吉君外一名提出言論自由の妨害並人權蹂躙に關する質問に對する答辯書

言論の自由及人權は固より政府の尊重する所にして濫に之を禁壓又は束縛するか如きことなしと雖公安を害する虞ある集會演說に對し時々之か禁止を命し不穩の言動ある者に對し必要なる取締を加ふることあるへきは治安維持の任に在る者の當然爲すへき責務なりと信す過般警視廳に於て執行したる全國青年急進團の行動取締に關する本質問に付左に其の狀況を明にすへし

一本月一日午前十一時五十分大西島路なる者速達郵便を以て二日午後一時日比谷公園に於て屋外集會靑年大會を開催する旨所轄日比谷警察署に屆出てたるも當時同人は旣に其所在を明かにせす而して右靑年急進團なるものは從來諸所に演說會を開き來りたるか言辭往々過激に流るゝものありしのみならす殊に同夜幹部側に於ては電話を以て市內四五の新聞社に對し大會當日官憲と衝突することあるへき旨特に通知したるの聞へある等右屋外に於ける集會は不穩の行動を敢てするの虞あるものと認められしを以て警視總監は安寧秩序を保持するの必要上之を禁止したり然るに關係中或は强て之を敢行せむ爲種々畫策運動し其行動公安を害する虞ありたるを以て當該行政官廳は日比谷公園に集合せる群衆に解散を命し且不穩の行動ある者に對しては法規に基き之を檢束したるものにして濫に集會演說を禁壓し公安を害する虞なき者を不法檢束したる事實なし尙武谷甚太郎外四名に對しては警察官に於て警視廳に同行を求め二日午前一時到著の上檢束を言渡し翌三日午前十時解放したるものにして右は違法の處分にあらさるものと認む

一前示の如く當該行政官廳は公安を害するの虞ある者を檢束するや之を警察官休憩室又は保護室に收容したり然るに其の內若干の者は伴ひ來りたる當時精神非常に興奮し居りたるを以て之を同一場所に置く時は危險の虞あるのみならす他の留置人取締上支障亦尠からさるを以て各別に容るゝの適當なるを認め一時刑事被告人と同室せしめたるも右は事情不得止便宜の處置なりしと認む而して其の當時食事は自辨購求せむとする者には何れも其希望に任せ然らさる者には規定の辨當を給與したるものにして睡眠すること能はさらしめ異常の食物を與へ且又賤役に從はしめたりと曰ふか如き事實なし

一警察官に於て濫に通行人の身體檢査を行ひ腕力に訴へて飮食を妨け警察署に引致したりと曰ふか如き事實なし

一本月二日午後二時屋外集會の豫定地たる日比谷公園音樂堂前に於て警察官か群衆に解散を命し警戒取締に從事中朝鮮人鄭某外二名の同國人と共に運動場方面より走り來り群衆中に加はらんとしたるを以て說諭退去せしめむとしたるに他の二名は直に立去りたるも同人は之に應せさるのみならす却て反抗し公安を害するの事實ありたるを以て之を檢束したるものにして當時同人は上衣及袴を著し居たり決して理由なくして之を檢束したりと曰ふか如きことなし

一公安保存の爲警察官憲に於て必要ある者に對し時に尾行巡査を付することあるも無辜の良民に對しては斯の如きことなし又之か爲巡査の配置勤務に支障を生したることなし

右及答辯候也

大正七年二月二十七日

內務大臣男爵後藤新平

大正七年二月二十七日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員土屋淸三郎君提出ルーマニア行醫師團の潰散に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員土屋清三郎君提出ルーマニア行醫師團の遣散に關する質問に對する答辯書

大正六年五月中羅馬尼國より本邦醫師招聘の希望あり帝國政府に其の斡旋方を依頼する旨の申出ありたるを以て團員の組織等に就き準備を爲さしめつゝありたるも帝國と同國とは未た條約關係の創設せられさる現狀に顧み本件本邦醫師の招聘に當りては其の保護の爲豫め適當の措置を講し置くの要あり然るに右保護の方法に付終に滿足なる解決を得さりしを以て本件は之を中止することゝなれり

右及答辯候也

大正七年二月二十七日

外務大臣法學博士子爵　本野一郎
內務大臣男爵　後藤新平
文部大臣　岡田良平

大正七年二月二十七日

內閣總理大臣伯爵　寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員紫安新九郎君外一名提出物價調節に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員紫安新九郎君外一名提出物價調節に關する質問に對する答辯書

世界的戰亂の時局に際し經濟界の變調を奇貨とし國民日常生活上の必需品に對し市價の急變を誘致し因て暴利を得るの目的を以て買占又は賣惜を爲すか如きは經濟界を蠹毒し國民生活を危殆ならしむるの虞あり大正六年九月農商務省令第二十號は此不當なる行爲を取締らむか爲に發布したるものにして憲法第九條に所謂公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を增進する爲に必要なる命令に該當するものなるを以て法律若は緊急勅令を以て制定するの要なしと認む

右及答辯候也

大正七年二月二十七日

農商務大臣　仲小路廉

一政府より受領したる報告左の如し

大正四年四月一日より同五年三月三十一日に至る各省所管官有財產增減異動報告

大正五年四月一日より同六年三月三十一日に至る各省所管官有財產增減異動報告

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に掲載す〕

一去二十六日特許法中改正法律案外三件委員齋藤隆夫君辭任に付其補闕として長島律太郎君を、陰陽連絡廣江鐵道速成に關する建議案委員高戸郁三君辭任に付其補闕として湯淺凡平君を孰れも議長に於て選定せり

○議長（大岡育造君）　議員永田吉右衛門君逝去の報に接しました、誠に痛惜哀悼の至りに堪へませぬ、例に依り遺族に對し弔詞を贈りました、此段特に御報告を致します、本期議會も會期三分の二を經過致しましたに付きまして、前例通り議長の許可に依りまして、委員會を開き得ること、及議案の都合に依りましては、委員會開會の日に本會を開くことに取計ひます、此段念の爲に申して置きます、仍て本日委員會を此會議中に開きたい爲に、議場の許可を得て貰ひたいと云ふ御申出に對しましては、議長より特に許可を致すと云ふことに致しました、左樣御承知を願ひます――是より會議を開きます、左の議員より請暇の申出があります、病氣に付昨二十七日より向ふ二十日間岡崎運兵衛君、病氣に付今二十八日より向ふ二週間長尾元太郎君、請暇の申出があります、許可に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ之を許可致します――第八部選出懲罰委員岩佐善太郎君、右辭任することの申出がありました、許可して御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ許可致します、第八部の諸君は補缺選擧をせられて屆出あらむことを望みます――日程第一、共通法案の第一讀會を開きます――寺內內閣總理大臣。

第一　共通法案（政府提出、貴族院送付）

第一讀會

共通法案

右政府提出案本院に於て修正議決せり依て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正七年二月二十五日

貴族院議長公爵　德川家達

衆議院議長大岡育造殿

（行間空なきもの及――は貴族院修正）

共通法

第一條　本法ニ於テ地域ト稱スルハ內地、朝鮮、臺灣又ハ關東州ヲ謂フ

前項ノ內地ニハ樺太ヲ包含ス

第二條　民事ニ關シ一ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テハ
各地域ニ於テ其ノ地ノ法令ヲ適用
互ニ法令ヲ同クスルモノト看做ス
二以上ノ地域ニ於テ同一ノ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テ其ノ相互ノ間ニ付亦同シ

民事ニ關シテハ前項ノ場合ヲ除クノ外地域ニ依リ法令ヲ異ニスルトキハ法例ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ各當事者ノ屬スル地域ノ法令ヲ以テ其ノ本國法トス

第三條　一ノ地域ノ法令ニ依リ其ノ地域ノ家ニ入ル者ハ他ノ地域ノ家ヲ去ルコトヲ得

一ノ地域ノ法令ニ依リ家ヲ去ルコトヲ得サル者ハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス

陸海軍ノ兵籍ニ在ラサル者及兵役ニ服スル義務ナキニ至リタル者ニ非サレハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス但シ徵兵終決處分ヲ經テ第二國民兵役ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條　一ノ地域ニ於テ成立シタル法人ハ他ノ地域ニ於テ其ノ成立ヲ認ム

前項ノ法人ハ他ノ地域ニ
ノ法令ニ依リ
於テ其ノ地ノ
同種又ハ類似ノ法人ト
ノ爲スコトヲ得サル事項ハ其ノ地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス
同一ノ私權ヲ享有ス

第五條　一ノ地域ノ法人ハ其ノ事務所若ハ營業所ヲ他ノ地域ニ移轉シ又ハ從タル事務所若ハ營業所ヲ他ノ地域ニ於テ設立スルコトヲ得但シ主タル事務所又ハ營業所ノ移轉ハ移轉地ニ於テ設立スルコトヲ得ヘキ法人ト同種ノ法人ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ移轉又ハ設立ニ必要ナル條件ハ各地域ノ法令ノ定ムル所ニ依ル

第六條　一ノ地域ノ法人カ其ノ事務所若ハ營業所ヲ他ノ地域ニ移轉シ又ハ從タル事務所若ハ營業所ヲ他ノ地域ニ於テ設立シタルトキハ四週間內ニ各其ノ地ノ法令ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ハ法人ニ關シ一ノ地域ニ於テ生シタル事項ニ付他ノ地域ニ於テ登記ヲ爲スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第七條　一ノ地域ノ會社ハ他ノ地域ノ會社ト合併ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス

前項ノ合併ニ必要ナル條件ハ各地域ノ法令ノ定ムル所ニ依ル

第八條　一ノ地域ノ法人ノ役員ノ行爲ニ付定メタル過料ノ規定ハ其ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ同種又ハ類似ノ法人ノ役員ノ爲シタル行爲ニ之ヲ適用ス

前項ノ役員トハ發起人、理事、監事及之ニ準スヘキ者並淸算人ヲ謂フ

第九條　民事訴訟及非訟事件ニ付一ノ地域內ニ住所ヲ有セサル者（ノ裁判管轄）又ハ他ノ地域ノ法人ノ裁判管轄ニ關シテハ民事訴訟法、人事訴訟手續法及非訟事件手續法中日本ニ住所ヲ有セサル者又ハ外國法人ノ裁判管轄ニ關スル規定ヲ準用ス

前項ノ規定ノ適用ニ付裁判管轄ノ指定ニ關スル司法大臣ノ職務ハ朝鮮、臺灣又ハ關東州ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣總督又ハ關東都督之ヲ行フ

第十條　一ノ地域ニ主タル營業所又ハ住所ヲ有スル者ニ對シテハ其ノ地域ニ於テノミ破產ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

一ノ地域ニ於テ破產ノ宣告ヲ爲シタルトキハ他ノ地域ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス

一ノ地域ニ於テ爲シタル破產ノ宣告ノ効力ハ他ノ地域ニ及フ

第十一條　一ノ地域ニ於テ民事訴訟、非訟事件又ハ破產事件ニ關シテ爲シタル訴訟行爲、裁判、處分其ノ他ノ手續上ノ行爲ハ他ノ地域ニ於ケル法令ノ適用ニ關シテハ其ノ地ノ法令ニ依リ爲シタルモノト同一ノ効力ヲ有ス但シ其ノ地ノ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ民事爭訟調停ニ付之ヲ準用ス

民事爭訟調停ニ關スル規定ナキ地域ニ於テハ其ノ調停ハ民事訴訟法ニ依リテ爲シタル和解ト同一ノ効力ヲ有ス

第十二條　一ノ地域ニ於テ作成シタル公正證書其

ノ他法令ニ依リ官署公署ノ作成シタル文書ハ他ノ地域ニ於テ其ノ地ノ法令ニ依リ作成シタルモノト同一ノ公正ノ効力ヲ有ス

第十三條　一ノ地域ニ於テ罪ヲ犯シタル者ハ他ノ地域ニ於テ之ヲ處罰スルコトヲ得

第十四條　刑事ニ關シ一ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テハ互ニ法各地域ニ於テ其ノ地ノ法令ヲ適用令ヲ同クスルモノト看做ス二以上ノ地域ニ於テ同一ノ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テ其ノ相互ノ間ニ付亦同シ

一ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ犯罪ヲ處斷スル場合ハ前項ノ場合ヲ除クノ外ニ於テ地域ニ依リ法令ヲ異ニスルトキハ犯罪地ノ法令ニ依ル但シ笞刑ニ關スル規定ハ此ノ限ニ在ラス

犯罪地ノ法令ニ依リ處斷スヘキ場合ニ於テ處斷地ノ法令ニ笞刑ニ關スル規定アルトキハ其ノ規定ニ依リ笞刑ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第十五條　一ノ地域ノ法人ノ役員又ハ支配人ノ行爲ニ付定メタル刑罰ノ規定ハ其ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ同種ノ法人ノ役員又ハ支配人ノ爲シタル行爲ニ之ヲ適用ス

前項ノ役員ニハ第八條第二項ニ掲クル者ノ外檢査役ヲ包含ス

第十六條　一箇ノ刑事事件又ハ牽連スル數箇ノ刑事事件カ地域ヲ異ニスル數箇ノ裁判官廳ノ管轄ニ屬スルトキハ刑事訴訟法第二十七條及第二十八條ノ規定ヲ準用ス

第十七條　一ノ地域ノ檢事、檢察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者他ノ地域ノ管轄裁判官廳ニ於テ事件ヲ審理スルコトヲ適當ト認ムルトキハ其ノ地域ノ檢事、檢察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ之ヲ送致スルコトヲ得

一ノ地域ノ豫審又ハ第一審ノ裁判官廳他ノ地域ノ管轄裁判官廳ニ於テ事件ヲ審理スルコトヲ適當ト認ムルトキハ檢事、檢察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ其ノ地域ノ管轄裁判官廳ニ之ヲ移送スルコトヲ得

第十八條　一ノ地域ニ於テ刑事ノ訴訟若ハ即決處分又ハ假出獄ニ關シテ爲シタル裁判、處分其ノ他ノ手續上ノ行爲ハ他ノ地域ニ於ケル法令ノ適用ニ關シテハ其ノ地ニ於テ爲シタルモノト同一ノ効力ヲ有ス

第十一條第一項但書ノ規定ハ私訴ニ之ヲ準用ス

第十九條　一ノ地域ニ於テ爲シタル刑ノ執行猶豫ノ言渡又ハ假出獄ノ處分ハ他ノ地域ニ於テ其ノ地ノ法令ニ依リ之ヲ取消スコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第三條ノ規定ニ付テハ別ニ其ノ施行期日ヲ定ムルコトヲ得

本法ハ本法施行前ニ生シタル事項ニ付亦之ヲ適用ス但シ第十一條第一項及第十八條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ人ノ資格ニ基ク既成ノ効果ヲ妨ケス

本法施行前ニ宣言シタル破産ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

〔國務大臣伯爵寺内正毅君登壇〕

○國務大臣（伯爵寺内正毅君）　唯今提出致しました共通法案に付きまして、一言致して置きます、内地と朝鮮臺灣及關東州との間に於きましては、民事刑事に關しまして、互に此別箇の法域を成して居りまして、法令の効力が彼是に相及びませぬ、其交渉事項に付ても、何等の通則の設けたものがないのであります、洵に聖代の一缺點と申して宜しいと思ひます、之を以ちまして政府は右等各地域間の民事刑事の交渉事項を規定するの必要なるを認めまして、曩に内閣に共通法規の調査委員會を設けまして、審議を續けました後に此成案を得た譯であります、さうして是は貴族院に於きまして、多少字句の修正がありましたが、是は政府に於きましても、何等異議のない所であります、どうか御審議の上協贊を與へらるゝやうに願ひたう存じます、又御質問もありますれば、政府委員をして答辯を致さしむる積りであります。

○議長（大岡育造君）　本案の質疑に關する通告があります、其順序に從つて發言を許可致します――牧山耕藏君。

〔牧山耕藏君登壇〕

〔拍手起る〕

○牧山耕藏君　本案は極めて重大なる法律案でありますから、貴族院に於ける速記錄を拜見致しましても、委員會を開かるゝこと九回、又委員と爲られました方には、何れも、法制通の御歷々でありますし、速記錄は七十八頁も費やされて居るやうな有樣であります、立法論と致しましては、既に大分論議し盡されて居ることゝ思ひますが、本員の茲に問はんと欲する點は、共通法が實施されました後に於きまして、幾多の重大なる問題が起つて來ると考へるのでありますから、其問題に付きまして二三の事例を擧げて、政府の所見を質さむと欲するのであります、此共通法の中に於きまして、第三條の規定に依て、從來認められなかつた所の新舊同胞の結婚が、正當に認めらるゝことに相成るのであります、臺灣を領有してより二十幾年、朝鮮を併合してからも既に八年間經過するのでありますが、此間に於て内地人と臺灣人及朝鮮人の間には、事實に於きましては澤山な結婚が行はれて居るのであります、現に朝鮮に於きましても、舊韓國の農商務大臣である子爵趙重應氏の如きも、内地人の夫人を迎へて居られまして、子供が出來て居りますけれども、是が法律上の不備よりして、正當なる手續をすることが出來ない、然るに趙重應君は非常に身體が弱い、所で健康の程も測られぬと云ふやうな次第で、此點に於きましても非常に心配せられたのでありますが、共通法實施の結果、斯樣なる幾多の――結婚上の幾多の問題が解決されると云ふことは、領土統治の上に於ても甚だ喜ばしいことゝ思ひますが、即ち本法實施の結果として、新附の民が内地人の家に入り、内地人が新附の民の家に入ることが出來る結果としては、幾多の問題が現はれて來ると思ふのであります、其事例と致しまして、二三の點に付て伺つて見ることが便宜と思ふのでありますが、内地人が朝鮮人の家に入ることが出來、臺灣人の家に入ることが出來る、又新附の民が内地人の家に入ることが出來ると相成りますれば、兵役の上に於てどう云ふ關係を來すかと云ふやうなことは、餘程重大の問題と思ふのでありますが、本法が實施される當然の結果として、朝鮮人の子供なり、臺灣人の子供なりが、内地人の家に入りましたる場合に於ては、徵兵適齡に當りますれば、徵兵令の適用を受けて、兵役に服するの義務を生ずるのでありませうか、是は將來に於て餘程種々の問題が起つて來ると思ひます、内地人が新附の民の家に入りまする場合に於ては、第三條に於て「陸海軍ノ兵籍ニ在ラサル者及兵役ニ服スル義務ナキニ至リタル者ニ非サレハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス但シ徵兵終決處分ヲ經テ第二國民兵役ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス」と云ふ規定がありますから内地人は徵兵の關係が無い者でなければ、臺灣人なり朝鮮人なりの家に入ることが出來ないことになりますけれども、反對の側即ち朝鮮人なり臺灣人なりが、内地人の家に入ります場合には、如何なることに相成りますか、此點を御尋致したいと思ひます、それから臺灣人なり朝鮮人なりが、内地人の家に入りまして、内地に居住を致しまして、相當の公課を納め、詰り税金を納め、一定の年限を經ますれば、公民權を取得することが出來ると相成るのでありますか、朝鮮に若くは臺灣に於ては、現在に於て參政權を與へられて居ないのであります、然るに内地人の家に入りますれば、内地人と見做されて、斯樣なる權利も發生することであらうと思ふのであります、此點に付ては實施の結果として、どう云ふ御解釋を御取りになるのでありますか、例へば衆議院議員であるとか、或は縣會議員と云ふやうな人が、假りに臺灣人なり朝鮮人なりの籍に入りますれば、其時は失格すると云ふ結果に相成るのでありませうか、又直ちに此法が實施されました結果として起るべき問題は官吏としての待遇を如何にするか、今日臺灣人及朝鮮人の官吏に任用されて居る者も、其數尠からぬのであります、現に朝鮮に於きましては、判任官以上の者が二千三百三十八人あるのであります、雇員其他に於きましては其數は甚だ多いのでありますが、若し是が内地の家に入りますれば、其日よりして内地人の官等俸給令に依て、給與を受ける結果に相成るのでありますか、之に就きましては從來一つの例があるのであります、水源の勸業模範場に於ける朝鮮人が、實際朝鮮人でありますが、どう云ふ工合に依て内地人の籍を取得したのでありますか、其手續は能く本員は承知を致しませぬが、兎に角内地人の籍に入つて居る、然るに同じやうに机を並べて居る朝鮮人、即ち朝鮮人の籍に居る朝鮮人と、同じ朝鮮の種族でありながら、内地人の籍に入つて居るが爲に内地人の官等俸給令に依て、約倍の俸給を貰つて居ると云ふやうな、珍現象があるのであります、此法律が實施されますれば、斯樣なる問題は續々として現れて來ることゝ思ふのであります、是は統治の

政策上より見ましても、大に考慮をしなければならぬと思ふのであります、即ち臺灣朝鮮に對しましては、帝國は一視同仁の政策を採つて居るのでありま す、然るに斯樣なる朝鮮に於ての一つの實例であつても、籍が違ふ、籍が內地人の籍に入つて居れば、同じ朝鮮人であつても內地人の官等俸給令に依て、約倍の俸給を受けるが如きは、日本政府は一視同仁の政策を標榜しながら、事實に於て斯樣なる矛盾を行つて居ると云ふので、朝鮮人の間には非常に此事は非難されて居るのであります、隨て本法實施の結果として、此等の問題は續々起る問題であらうと思ふのであります、朝鮮人が現在に於きましても、內地人と同じやうな名前を付けて居る者が尠なからぬのであります、朝鮮に於ては內地に於きまする如く民籍の關係が面倒でありませぬが爲に、名前を變へることは勝手でありますから、日本の名家の姓名、例へば德川であるとか松平と云ふやうな姓を名乘つて居る、それが民籍に屆出を致しますると、內地の官吏は是は內地人と紛らはしいから斯樣なる名前は付けない方が宜からうなどゝ言はれて、忠告したと云ふ例もあるのでありますが、是なんかは日韓一家の政策を採つて、事實に於て同樣な待遇を成るべく與へやうと云ふ意味から云へば、甚だ不穩當なる忠言であると思ふのでありますが、此法律が實施されました後に於ては、必ず朝鮮人は、丁度明治維新の當時に於て平民であつた者が、士族の株を買つて士族の籍に入ることを非常に光榮とした、それと同じやうに、朝鮮人は必ず日本の戸籍を取得することに於て非常に努めるだらう、其數は甚だ澤山になるであらうと思ふのであります、臺灣に於きましても左樣なる傾向があると、吾々は信ずるのでありますが是は事實問題として當然起るのであります、此法律實施の結果と致しましては、當然起るべき事例でありますから、政府に於ては、此事に付ては相當の考慮を費され、例へば今日朝鮮人の官吏であつた者が本法實施の結果として、明日屆出を致しますれば其者は直ちに內地人としての待遇を受けるのであるか此事に付て又斯樣なる例は澤山起つて來るのでありま す、外交關係に於きましても、現在朝鮮人は滿洲及露西亞に於きましては、二重國籍を有して居る、日本人であると共に外國の國籍を有して居る、詰り歸化を致して居る者が何十萬人あるのでありますが是等が日本の內地人の國籍を取得したる場合に於きましては、內地人として二重國籍を認めてないのでありますから、外交關係に於ても、幾多の面倒なる事實が現れて來ると思ふのであります、斯樣なる場合に於て朝鮮人若くは臺灣人が、內地人の籍を取得したる場合は、事實上の身分は如何なる待遇を與へるかと云ふことを伺ひたいのであります、それから共通法に於きましては、內地人と樺太人の間に於ける所の結婚は、認められないと云ふことに相成つて居るのであります、是は貴族院に於ける速記錄を大分詳しく拜見を致しましたけれども、質問應答に於ては甚だ要領を缺いて居るのであります、高橋作衞君の質問に對して、政府委員の山田三良博士は斯樣に御答になつて居るのであります、「純粹の樺太「アイヌ」「ギリヤーグ」とか「オロチョン」とか「トングース」とか「サンゲース」と云ふもの、斯う云ふものゝ土人には內地人との間に一切婚姻とか養子緣組とか云ふ身分上の關係が發生しない」それで此共通法を事實に於て適用しないのであると云ふやうに解せられるのでありますが、各植民地に對しては一視同仁の政策を取り、新舊の間に於て身分の取扱を成るべく別にしないと云ふ、大體の御方針に相成つて居るのでありますから、臺灣人朝鮮人の間にも、此共通法に依て自由自在に結婚が行はれるのであるが、獨り帝國の新たなる同胞の樺太人に對してのみ之を除外致すと云ふことは、樺太統治の上に於きましても、是は重大なる問題と本員は考へるのであります、多分此御答で見ますると、法制局の諸君は樺太人の寫眞でも御覽になつて、斯樣な面相を致した者と、內地人の間には結婚問題は起らないものであると云ふ、單純な御考であるやうに考へられますが是は俗に申しまする、蓼食ふ蟲も好き不好きで、即ち現に臺灣の生蕃人と內地人の間には結婚が行はれて居る、それは鮮妻であるとか灣妻であるとか云ふやうな一時の問題でなく、圓滿なる家庭を作つて居る、現に通譯某は臺灣の生蕃人と結婚して――御承知の如く臺灣の生蕃人は顏面に入墨をして居りまして、甚だ一種異樣の面相を致して居るのでありますが、それと結婚を致して圓滿なる家庭を作る、然るに其夫か死にました所が、其臺灣の生蕃婦人は貞操を守つて、今日迄も他に嫁せないで居ると云ふやうなる、實に私は臺灣に參りまして、內地の婦人も及ばざる如き立派なる貞操の婦人を蕃人の間に認め、非常に興味を感じたのであります、殊に樺太は帝國に於ける有數の漁場でありまして、澤山の漁民が出稼を致しまするのでありますから、將來に於ては樺太の土人と內地人の間に於て、結婚問題が起らないと云ふやうなことを斷定することは、甚だ是は早計の事であらうと思ふのであります、統治政策の上から見ましても、特に樺太のみを除くと云ふことは、穩當を缺くと思ふのでありますが、之に對しまする所の政府の所見を伺ひたいのであります、尙ほ更に一つ御尋を致したいのは、植民地に於きましては行政訴訟の途が開かれないのであります、植民地に於きましては、官權萬能に依て時に內地以上の行政上に不當なる處分が行はれるのであります、併ながら之に對して訴へる所の途が開かれて居らぬのでありま す、他の列國の立法例に於きましても、其點に就ては區々のやうでありまするが、曾て印度の總督であつた人が、或る法律を犯したことがあるのでありま す、然るに印度に於ける英國の司法官は、其の總督に對して法律違反なりとして處罰を致した、所が此影響が印度人の間に於て、どう云ふ風に響くであらうかと云ふことに付て、英國の官憲は大變心配致したと云ふことでありますが、結果は英吉利の法律と云ふものは、實に尊重すべきものである、總督と雖も之を犯した場合に於ては、相當の處罰を受けるのである、是は大に尊重をしなければならぬと云つて却て印度人に對して、非常なる英國法律の威信を高めたと云ふやうな事例もあるのでありまして、殊に朝鮮の如きは、多年一國を成し、政府があつて政治を行つて來たのでありますから、行政訴訟を起したが爲に、官憲の威信を失墜すると云ふやうなことはない、是は杞憂の甚しきものと思ふのでありますが政府は矢張將來に於ても、現在の如く行政訴訟の途を植民地に於ては開かれぬのでありますか、又之に對して相當の途を御開きになると云ふ御考は無いのでありますか、即ち本員は本法が實施された結果、それが統治上民心に及ぼす所の影響に就ても、政治上の見地よりして政府の所見を伺ひたいと思ふのであります。

〔拍手起る〕

〔政府委員有松英義君登壇〕

○政府委員(有松英義君)　唯今牧山耕藏君よりの御質問に就て、御答致すに先だつて、一言致して置きたいと存じます、唯今議題に相成つて居りまする所の共通法案は、先刻總理大臣より大體に付て御說明になりましたる通り、臺灣なり、朝鮮なり、若くは關東州なり、內地なり、此各地域間の聯絡關係を附けると云ふことに付て、民事刑事に止つて――民事刑事の關係に就きまして其の聯絡統一を圖る丈の目的であることを、豫め御斷りを致して置きまして、唯今の御質疑に御答致さうと存じます、第一の御尋は――御尋に就きまして牧山君の御述になりました事は婚姻の事でありま すで此婚姻に就きまして互に各地域の家に入ると云ふことは、各地域の法令に依て定まるので、其家に入る事に就きましては、共通法は觸れて居りませぬ、唯々各地域の家に各地域の法令に依て入る場合に於ける關係を規定致しまして其の場合にはそれの地域の家を去ると、是れ丈の規定を致しましたのでござります、而して兵役並に公民權に就ての御尋でありまするが、是れは即ち朝鮮なり臺灣なりから、內地に入りました者の兵役は如何相成るか、或は公民權に付いては如何相成るかと云ふ御尋であります、內地の人と相成りましたる以上は、現行法の上丈で解釋を致しまするど、現行法に規定されたる條件を充たす以上は、兵役の義務も有し公民權も有すると、斯う解釋を致す外はございませぬので、尙ほ國籍法に於いて外國人が帝國に歸化致す場合に於いても、左樣相成つて居りまするのでございます、で將來之に例外を設くる必要を認めましたならば、內地の間に適用する法律を以つて、若くば命令を以て夫々規定を設け得る、なんでありますで此問題は共通法の範圍以外に屬します、他日夫々の地域に於て必要と認むる法規を制定致すを以て、足れりとする事であらうと存じます、官吏になる資格で御ざいます、是は臺灣人なり朝鮮人なりが、內地人の家に入りたる場合は、無論縱令朝鮮に居つても今日でも官吏たる一定の法規の條件を備へますれば、其資格は享有して居りますので御ざいます、而して若も朝鮮人が內地人と相成りましたる場合に於て、其人が朝鮮の官吏に任命された時には其待遇如何、外の言葉で申上げれば、在勤俸と云ふものが特に此日本人に就てあつた事があるのであります、日本人が朝鮮に行けば特に厚い俸給を受くると云ふ規定があります、今日は確か無いと私は考へて居ります(「あります」と

呼ふ者あり）で之に就きましては、共通法に關係なく條給令を以つて適當に規定を爲し得る事でありますから、事實に適合致したる相當の規定を設くれば宜しいのであります、共通法の問題とは引離して、將來必要に應じて攻究致して參つたならば、それで宜しいのであらうと存じます、又朝鮮人なり臺灣人なりが内地に引移りました後に色々な内地人と紛らはしき姓を用し、其外種々な内地人に類似した名稱なり、色々な事を致す爲に、内地の戸籍を取得する事に努める風が生ずるであらうと云ふ御説明で御ざいましたが、戸籍の事に就きましては、今回提案を致しましたる共通法は觸れて居りませぬのであります、過刻申述べたるが如く、本法は民事刑事に關することのみを規定致しましたので御ざいます、で行政法規に關係致す事は總て除いて御ざいます、是は他日の研究に俟つと云ふ事に致して置きます、戸籍上の手續關係と致しましては、一切今回規定は致しませぬのであります、本法案の筋合から致して戸籍の規定に觸れませぬ、加之まだ戸籍法も朝鮮に於ても臺灣に於ても、整頓致して居りませぬが故に、茲に明文を以て規定を致しましたる所で、實際の適用は今日では爲し能はぬのでありますが故に戸籍に關係する事は規定を總て省いて居ります、隨て轉籍と云ふ事は共通法の結果としては起りませぬのであります、全戸籍を日本に轉ずると云ふ事は御ざいませぬので御ざいます、唯々茲にありまするのは事實上婚姻等に依りまして、彼の地の家を出て此地の家に入ると云ふ場合がありますので、其事に付きまして共通法は、若し第三條の如き規定を置きませぬと牧山君の御述になりました如く、恰も外國人國籍法の上に、二重國籍の事實を生ずる事があると同じく婚姻をして一地域の家に入る、さうして他の地域の家を出ることが出來ないと云ふ事の爲に、内地朝鮮の間、内地臺灣の間に二重國籍の者が出來る不都合があります、故に第三條を以て之に對する規定を設けましたので御ざいます、其故婚姻等の場合を除きまして、特に内地に籍を轉ずる事が利益であるが爲に、競ふて、内地に籍を移すと云ふ弊は、共通法の結果として生じませぬ積りであります、樺太の關係樺太との關係は第一條に於て明文を掲げました如く樺太は内地人と致して居るので御ざいます、是は司法事務共助法に於ても此主義を採つて居ります、樺太は即ち函館控訴院の管轄で在りますので法令の上司法權の上に於きまして、今日地域を異にせざるものと相成つて居ります、故に樺太は内地の中に包含するに致して居るので御ざいます、樺太には共通法は適用せないと云ふのでありませぬ、樺太に於ても共通法は施行致すのであります、即ち樺太人は内地人であるが故に、樺太人と臺灣人との關係、或は樺太人と朝鮮人との關係に付きまして、矢張東京の人東京の人と朝鮮の人、東京の人と臺灣の人と云ふやうに、共通法の支配を受くるのであります、樺太土人と内地人との間の婚姻の事は、貴族院に於て政府委員の説明云々と云ふ御話がございましたが、貴族院に於て答へましたる趣旨は、現在に於て樺太の土人の或種類の者と、内地人の間には事實婚姻が行はれて居ないと、斯う申したのであります、婚姻を禁じて居ると云ふ趣意ではございませぬ、是は今日の所樺太に於きましては、戸籍の法律が未だ整頓致しませぬ、樺太の土人に就きましては、明治四十二年樺太廳令十七號、戸口規定と云ふのが纔に行はれて居りますが故に、内地人と正式の結婚を致す上に形式上缺くる所ある故に、現在に於て婚姻は行はれて居ない、斯う云ふ事實なのであります、又實際樺太の土人の内と或部類の者と婚姻を致すと云ふやうな事が、内地人の内に於て未だ起つて居りませぬ、經驗を致して居りませぬのでございます、是も此國の法制を立てる場合に臨みましては、相當の規定を設けて宜しうございますが、是は一地域内に於ける法制でありまして、是も亦共通法の範圍以外に屬するのであります、行政訴訟の事が最後の御尋であつたやうであります、是も共通法の範圍以外に屬する問題でありまして、臺灣に於て或は朝鮮に於て行政訴訟を許すや否やと申す事は、彼地統治上の關係から觀察を致しまして、今日時期なりと認めました節に行政訴訟を許すと云ふ、即ち行政裁判所を施行する或は別の法律を設ける、斯う云ふ事に相成るのでございます、此問題は共通法以外に於て篤と研究致したいと考へて居るのであります。

○牧山耕藏君　本員は質問に當りまして、豫め政策に關しても併せて御尋した積りであります、有松君は法制局長官であつて、拓殖局長官を兼ねて居られるのですが、唯今の御答辯は單に共通法の表面のみの御解釋であります、第三條の趣旨に付て貴族院に於ける御答辯中に……多分江木翼君の御質問であつたと思ひます、第三條は何日より之を實施されるのであるかと云ふ質問に對して、政府委員は臺灣朝鮮に對しては、戸籍制度を今制定中である、遠からずして出來る、長いことはない、遠からざる將來に於て之を實施するのであると御答になつて居ります、當然今年なり若くは來年に於て、第三條の規定が殖民地に行はれる、行はるれば本員唯今質問した如きは、現然に起る問題であります、其際統治政策上に於て、政府は内地人の家に入れる新附の民に對し如何なる待遇をなさる、又内地人が新附の民の家に入つた場合、どう云ふ待遇をなさる御積りであるか、此點を統治の政策上より御尋したいのであります、唯今は法律一點張りの御答辯でありましたが、拓殖局長官としての有松君の政策上の見地より、御答辯を希望致すのであります。

○政府委員(有松英義君)　先づ第一に御答を致しまするのは、戸籍の制度を臺灣朝鮮に於て如何にするかと云ふ事であります、臺灣に於きましては戸籍の制度を設ける見込を以て、既に調査致して居ります何分にも新たに設けまする制度でありますが故に、愼重なる研究を要しまするので、既に其調査が數年間に亘つて居るのであります、成るべく急いで之を設けたいと云ふ考を持つて居ります、又朝鮮に於ても同樣でありまするので、朝鮮に於ては戸口調査の方法に依て居りまするが、是亦適當なる戸籍法を設けなければならぬとは考へて居りまするが、今日はまだ研究中に屬して居りますので、出來得る限り速に設けたいと云ふ考でございます、而して臺灣人なり朝鮮人なりが、内地に參りました時の待遇方法に付きましては、成るべく内地人と同一の待遇を致したい考であります、併ながら或範圍に於きましては幾分の例外を設ける必要も已むを得ぬ場合があらうと考へます、併ながら既に新附民と相成りました以上は、成るべく同一の待遇を致したいと云ふのが大體の方針でございます。

○議長(大岡育造君)　松田源治君。

「松田源治君登壇」

「拍手起る」

○松田源治君　本員は政府より提出になりましたる共通法案に付て、二三政府に質問致したいのであります、本案は餘程重大なる法案でありまして、多年の宿題を解決せんとする法案であります、今日の法制の儘では、本案は斯る必要でありませう。併し本案は果して徹底的の法律案なりや否やと云ふ事に付ては、本員頗る疑を持つて居るのであります、即ち本案は一言にして申せば國内的の國際的私法とも云ふ變態的の立法であります、成るべくならば斯る法律は避けたいのであります、而して避ける途はあるのであります、それは何でありますかと申せば本案よりも徹底的なる方法として、第一に關東州、臺灣朝鮮、之に對して司法を共通にする即ち裁判所構成法を吾々年來の持論の如く行ふ、而して總督の持つて居る所の律令權制令權を廢すれば、此法律案は根本的から要らない法律である、之を解決せねば此共通法案と云ふものは、頗る不徹底であると論じなければならぬ、今律令に付きましては、一昨年帝國議會に於て問題となりまして、吾々は臺灣の現狀に付て、臺灣總督に律令權を附與する必要なしと云ふ事を、衆議院に於て主張致しました、併し不幸にして此議は破れまして、一昨年臺灣總督に律令權を與へると云ふ所の法案が成立致し、而して今日臺灣總督は律令權を有して居るのである、政府は吾々の希望の如く、臺灣、朝鮮、關東州に裁判所構成法を施行して、司法的共通を爲すの意思なきや否や、又總督より律令制令權を取上げて、此内地の刑事民事に於ける衝突問題を根本的に解決する意思なきやと云ふ事が、私の質問の要旨である、又今日の現狀に於きまして臺灣總督、朝鮮總督から、律令を全部剝奪するのは現狀が許さないと致しますれば、少なくとも民事刑事に關する立法權を奪へば、それで足りる民事刑事の立法權を臺灣の律令、朝鮮の制令から制限するかと云ふ事に付ても、本院に於て問題になつた事があるのであります、即ち全部之を總督から奪ふ事が出來なければ、少くとも民事刑事に向つて、臺灣總督朝鮮總督の立法權を制限して之を奪へば本問題は徹底的に私は解決されるものであると思ふのである、此點に對して政府は如何なる御考を有せられて居るのであるか、又折角共通法案を出しましても衝突問題は根本的に消滅はして居ない、例へば此法案の九條で御座います、裁判管轄の問題で御座いまするが内地、朝鮮、關東州、臺灣等に於て裁判管轄が衝突を起した時にどうするのでありますか、内地と朝鮮、例へば内地と臺灣、此間に裁判管轄の衝突問

題を起した時はどう致しますか、內地に於て裁判の管轄に付て、衝突問題を起したる場合は、裁判所構成法に依て、直近の上級裁判所が指定權を持つて居る、然るに此場合に於ては朝鮮と內地臺灣等に於て裁判管轄に向つて重複の問題、又は衝突の問題が起つた場合に、此牴觸を救濟する方法が附いて居ない何所が直近裁判所でありますか、內地の大審院ではない臺灣の覆審法院でない、朝鮮の高等法院でもないと云ふ事になつて來て是れ亦解決が附いて居ない頗る不徹底である、又今日に於きましては、民法とか刑法とか云ふのは朝鮮臺灣內地と殆ど同じである少し違つた點もありますけれども、殆ど民事刑事に關しては、日本の法律を朝鮮では制令を以て發布し臺灣に於ては律令を以て發布する丈で、內容は略々同じである、然るに臺灣に覆審法院あり、關東州には高等法院あり、朝鮮には高等法院あり、內地には大審院があるからして、同じ問題でも解釋を異にして、刑事問題に於ては朝鮮で有罪にしても、內地の大審院では無罪にする、又臺灣に於ても、其法律に付て解釋を異にして居ると云ふ事は、最近に起つた問題があるのであります、斯る衝突問題はどう致すのでございませうか頗る本案は私は不徹底であると考へる故に私が先程述べたやうに裁判所構成法を朝鮮臺灣關東州に施行すれば、根本的に解決が出來る而して臺灣總督の持つて居る律令、朝鮮總督の持つて居る制令を民事刑事に對して制限を附けると、此問題は是以上解決が出來ます、それのみならず、裁判は申すまでもなく獨立せる裁判官が裁判するのが當り前であります、是も本院の問題には度々上りました、然るに朝鮮臺灣關東州の裁判官は裁判官でありませぬ、司法官ではないのであります、行政官であります、性質上行政官である、即ち都督總督に直隷して居つて、總督都督の指揮監督を受けるのである、又總督都督が自由に休職する事も出來るのでありまして、是は司法官でない、獨立せる司法官ではない、行政官に於て左右される者が、裁判官となつて居るのでありますから、此點から申しましても、臺灣朝鮮關東州に司法を共通致して、裁判所構成法を施行すると云ふ事は、今日の急務であると思ふ、斯う云ふ根本問題を研究せずして、斯う云ふ根本問題は其儘にして置いて、此不徹底極まる所の共通法案を出して、此民事刑事に關する問題の總てを解決したいと稱する事は、如何なる理由に基くのでありますか、政府は今私の述べましたる通り、司法を共通にし、法權を統一すると云ふ事に付ては、將來御考が有るのでありますか、無いのでありますか、之を第一點として伺ふのであります、第二點は關東州に憲法行はれるや否やと云ふ問題である、之を今日私が聞くのは不思議であります、今日の慣例では行はれないとしてあります、併ながら此問題が出たる以上は此問題に重要なる關係が有るから、私は質問を致すのである、朝鮮臺灣には憲法が行はれるとしてある、故に立法權は帝國議會から委任して律令制令と云ふもので制定致してあります、朝鮮臺灣に憲法が行はれるや否やと云ふ事は學理上の問題としては頗る趣味有る問題であります、學理上の問題としては今日解決されて居らぬが、政治的には旣に解決されて居りまして、朝鮮臺灣には我國の憲法が行はれることになつて居ります然らば關東州は、朝鮮臺灣とどれ丈の違ひがありますか、關東州は租借地であると政府は言はれるが、租借地も一の領土であります、國際公法學者の說に依れば、租借地は暗默の割讓であると云ふ事は一定したる論であります、然らば朝鮮臺灣は我領土であつて、關東州も亦學理上から言へば我領土である、然らば朝鮮臺灣に憲法が行はれるとすれば、關東州にも憲法が政治上慣例として行はれて差支ないと思ひますが、此點に付ては如何なる御考を持つて居られるか、又關東州には憲法が行はれないとしても、日本內地から往つて居る內地人に對しては、憲法が行はれる事と思ふが、此點に付ては如何なる考を持つて居られますか、朝鮮臺灣と關東州と違ふ理由、並に日本から參つて居る內地人に對しては、日本の憲法が行はるるや否や、此點を伺ひたい、最後に司法當局に御尋したい事は司法當局は私の第一の質問に對して御同意なさるだらう、裁判所構成法を朝鮮臺灣關東州に行はせて、司法を共通にして其結果、臺灣總督の有する律令朝鮮總督の有する制令を民事刑事に關し其立法權を奪ひ、即ち制限を付して衝突を避ける意思は無いか、之を最後に伺ひたいのであります、私の質問は是丈であります。

○政府委員(有松英義君)　議長。

○議長(大岡育造君)　有松政府委員。

〔政府委員有松英義君登壇〕

○政府委員(有松英義君)　松田源治より(笑聲起る)甚だ失禮致しました、甚だ失禮致しました、二點の

〔松田源治君「松田源治とは何んです」と呼ふ〕

○議長(大岡育造君)　御改めなさい。

○政府委員(有松英義君)　唯今松田源治と申しましたのは誤りでありますから、松田源治君と改めます、(「愼まなければいけませぬ」と呼ふ者あり)二點の御尋でありまするが、其第一點は、或は司法大臣に御尋になつたやうにも、後で見えまして御ざいます、併しながら大體に付きまして、私よりは先以て御答を致します、司法權の統一或は律令權の廢止と申すことは、今後植民地の文化の程度が進むに從つて、成るべく速に內地同樣に統一致したいのであります、現に律令の如きも臺灣に於ては年限を定めて、總督に權限を持たして居るに依りましても、精神は自ら明かであらうと存じます、如何せむ今日の現狀に於きましては、直ちに之を廢止することは政府に於ては出來能はぬと認めて居るので御ざいます或は律令に致しましても民事刑事に關する事のみならば、今日より例外を廢しても差支は無いではないかと云ふ御意見のやうで御ざいます、一應御尤に考へまするなれども、御承知の通り民事に致しましても、刑事に致しましても臺灣なり、朝鮮なりには古來の習慣或は風俗、又刑法では朝鮮の如き臺灣の如き日本の領土になりました、以前より行はれて居りまする、刑事の規定等を參酌致しまして、內地と全く異つた原則を採つて居ります部分があるのでございます、是等に關係致しまする規定は、現に臺灣の地に於て統治の局に當り、朝鮮の地に於て統治の局に當つて居る人の意見でございませぬと、適切を缺く虞がありまするので、夫故に今日の所では民事刑事と雖も、暫く律令權制令權を存して置かなければならぬと、政府に於ては考へて居りますのでございます、唯今申述べたるが如く、成るべく早く一般の通りに統一を致したいと云ふ希望は持つて居りまするからして、其方面に向つて進んで居るのでございまするが、目下直ちに之を廢止する譯には參らぬのであります、隨て唯今の所では、共通法なるものゝ必要を感ずるのでございます、それから關東州に於ける憲法上の關係でありまする、松田君の御述になるが如く、中々此問題に付きましては議論もある事でありまするが、政治上の問題としてと云ふ松田君の御見解でありまするが、先づ左樣致して宜しうございます、今日に於ては租借地の帝國の領土に非らずと云ふ解釋を取つて居りまして、憲法の全部を施行致すと云ふ譯には參らぬと云ふ實際に相成つて居るのでございます、夫故に人に就きましても、日本臣民に對する憲法上の保障の如き、關東州に於ては之を行ふことの出來ない部分が自ら生じて參るのでございます、況や租借地に於ける民政は、多くは外國人であるのでございます、日本人ではないので、是等に對して憲法の規定の行はれぬと云ふことは、當然の事であらうと考へます、本官よりは此二點を御答して置きます。

○議長(大岡育造君)　松室司法大臣。

〔國務大臣松室致君登壇〕

○國務大臣(松室致君)　松田君より唯今御尋の點に付て、極く簡單に御答致します、司法當局としての考も、結局唯今有松法制局長官から答辯になりました通り、植民地の裁判權を內地の司法省に於て統轄することの、成る丈速かならんことを希望するのでありますけれども、今日に於ては松田君の御希望に御同意することが出來ない、是丈の御答を致して置きます。

○松田源治君　有松君並に松室國務大臣の御答辯に依りますれば、司法共通法權統一に付ては、成るべく速に其實行を期したいと云ふやうな御答辯であつた、且つ有松君の答辯には、民事刑事に向つて制限を立て、律令制令に付て制限を立てることは成るべく早くしたいと云ふ御見解である、然らば此共通法案は臨時的立法なりと考へて差支ありませぬか、之を協贊致すに付て、重大なる關係を有するのでありまして、吾々の議論と殆ど五十步百步になつて來た併ながら速に司法共通法權の統一を致したいと云ふ考で、少くとも民事刑事に向つて早く法權の統一を致したいと云ふのであるから、此共通法案は臨時的の立法なりと稱して差支ありませぬか、此點を伺ひたいのであります。

〔政府委員有松英義君登壇〕

○政府委員(有松英義君)　其年數を豫め計ることは出來ませぬけれども、其性質たるや全く臨時のものと考へて居ります。

○議長(大岡育造君)　前田米藏君。

〔前田米藏君登壇〕

○前田米藏君　私の本案に付きまして政府の所見を承りたいと思ひます點は、松田源治君の質問に依りまして、大略政府の所見を承知することが出來たのでありますが、唯一點問題を局限致しまして政府の所見を承りたいと思ふのであります、それは法律統一の問題なりと松田君の言はれたよりはもつと狹い意味に於て、此共通法の解釋統一の問題を承りたいのであります、申すまでもなく此共通法は內地臺灣朝鮮關東州の各地間の聯絡と相成る骨子の法規である、此の法規に依て幾多の不便と不合理は救濟せらるゝでありませう、併ながら此根本法規たる所の共通法規の解釋が、二三になると云ふ如き場合に相成りましては、此の立法の目的を達することが出來ないのであります、所が日本の現在の制度に之を見ますると、臺灣は臺灣、朝鮮は朝鮮、內地は內地と云ふが如くに、各々獨立せる裁判權に依て裁判をせらるのでありますから、此統一と云ふことを圖ることが出來ぬのが、現在の制度に相成つて居ります、然るに行政の方面を見ますると、現に寺內內閣は拓殖局なるものを御設けになりまして、臺灣朝鮮關東州に於ける所の行政事務の統一を圖つて居るのであります、此拓殖局を御設になつた精神から見ますれば法律の統一と云ふが如き大なる問題には、暫く手を著けぬと致しましても、共通法其ものゝ解釋を統一すると云ふことは、蓋し此法律をして意味あり徹底せる立法と爲す上に於ては、是非共此制度が必要ではあるまいかと思ふのであります、故に大審院に最後の此共通法に於ける解釋權を與へても宜いのでありませう、又其他の制度に依て此共通法の解釋權を與へるのも一の方法でありませう、政府は之に對しまして、此內地と殖民地間に於ける法律統一と云ふ大問題と、暫く切離して、此共通法なる聯絡法規の解釋を統一すると云ふことの考が、果して有るや否や、有りとするならば如何なる制度に依て、其目的を達せんとするのでありますか、其點を伺ふ次第であります。

〔政府委員有松英義君登壇〕

○政府委員（有松英義君）　共通法の解釋の統一を如何にするかと云ふ御尋でありまするなれども、是は致し方はございませぬので是等の法律の解釋を、行政官に於て濫に統一を致さうと致した所で（「制度を聞くのです」と呼ふ者あり）制度を聞くと云ふても其制度の立て方がない裁判をするとか何とか云ふ機關がありまするならば、それに依て自から最上級の法廷に於て、解釋が定まると云ふことが事實生じますけれども、共通法規の解釋を統一すると云ふことは、先刻松田源治君より質問の中にも（「適用を統一すると云ふことです」と呼ふ者あり）適用を統一すると云ふことは……

○議長（大岡育造君）　私話を禁じます

○政府委員（有松英義君）　松田君の御質問中にも私は御答致さなんだけれども、第九條の結末が付いて居らぬではないかと云ふ御尋がありました、是等も已むを得ずあゝ云ふ穴が明いて居るのであります、是は出來得る限りの救濟を求める爲に、法律を設けるに止まりますので、それから上の統一と云ふことは、制度を設けると致しましても、制度の設け方が無いのであらうと考へます。

○前田米藏君　唯今有松政府委員に對して、尙ほ一應御尋を致したいのであります、此法律は穴即ち缺點のある法律であると云ふことを、唯今申されたのでありますが、吾々立法府に於て之を審議するに方つては、其缺點を成るべく無からしめんことを期するのであります、故に政府に質問するのであります、即ち法律の解釋統一と云ふことは、出來ない相談ではないのであります、例へば內地で申しますれば、地方裁判所、控訴院、大審院に於て之を統一することを致しましても、各地に於て異なれる法律の解釋が出來るのである、然らば內地と臺灣朝鮮に於て、各々異なれる法律の解釋を致した場合に於て之を如何にする、內地の裁判所の解釋を以て正しいとすると云ふ法律を置けば宜いのである、如何なる方法かに依て統一をすると云ふことでなければ、折角此法律が出來ましても、佛造つて魂を入れざるの憾ある法律であると本員は信ずるのである、政府は之に對して此缺點を補ふ所の――正す所の御考は無いのでありまするか、又御考はありとしても、左樣な制度を見出すこと能はぬと仰しやるのでありますか。

○議長（大岡育造君）　有松政府委員。

〔政府委員有松英義君登壇〕

○政府委員（有松英義君）　唯今の御說の如く、內地と臺灣の間に於ては內地に於ける國家機關の解釋を以て正しきものと爲すと云ふが如き法律の規定は、政府に於ては設くることは出來ぬと考へます、何故なれば相互の間に於て、同等の地位に立つて居る機關でありますが故に、一方の機關に重きを措いて、權限を持たすと云ふことは、今日の制度に於ては出來ませぬでございます、其外に於て衆議院に於ては十分の審議をしなければならぬからと云ふことでありまするが、如何にも御尤もでありますから、十分の御審議を願ひまして、御名案がありまするならば篤と承りました上で研究を致したいと考へます。

○議長（大岡育造君）　今井嘉幸君。

〔法學博士今井嘉幸君登壇〕

〔「簡單」と呼ふ者あり〕

○法學博士今井嘉幸君　本問題は大變重要な問題で所謂殖民政策に付て、法律第六十三號、即ち六三問題と稱せらるゝあの法律が發布されてより以來の、是は大問題であるのでございます、其小さい事は委員會に於て御詮議があるだらうと思ひますが、根本問題に付て二點丈簡單に質問をして見たいと思ひます（「簡單」と呼ふ者あり）第一の點は松田君に依て私の質問せむとする所を質問せられましたからして大體問題が解決したやうでありますが、併し此點が最も重要なる點であるので、政府の御答辯も頗る徹底しない點もありますからして、尙ほ少し質問をしたいと思ひます、一體殖民地の裁判制度に付きましては、內地の裁判制度と共通する、一つの系統の下に集めて仕舞ふと云ふ主義と、各地方別世帶を執つて別の系統を作ると云ふ二主義がある、此日本の主義は後の方、即ち是は英吉利の遣方でありますが、之に倣うて出來たものであらうと思ひます、即ち第一步が既に誤つて居つたのではなからうと思ふ、斯う云ふやうに別々の世帶を立てなくて、之を一樣に統一して仕舞ふと云ふ遣方は、例へば獨逸とか佛蘭西とか云ふやうな處では、現にやつて居る、佛蘭西は其對岸の「アルゼリヤ」と云ふものに對しては、一つの控訴院管轄區域として居る、それから「アナン」に對しても一控訴院管轄區域として居る、さう云ふやうな遣方で、一つの控訴院管轄區域と云ふやうな、所謂裁判所構成法を施いたと同樣な遣方でやつて居る、佛蘭西は「アルゼリヤ」とか「アナン」とか云ふ處に對して、本國と非常に異つて居る處に對してさへも之をやつて居る、然るに我が朝鮮とか臺灣とか云ふやうな處は、日本の人情風俗と云ふものと制度文物と云ふものが、昔から大變酷く似て居る、佛蘭西、獨逸等に於てさへも統一制度の施き得るのに、日本のやうな處に於て、何故統一制度を施き得ないか、其理由を私は發見するに苦しむのでございます、斯う云ふやうな不統一な制度、別世帶を布くと云ふやうな制度を執つたが爲に、色々な缺點が起つて來る、是は松田君より述べられた如く、司法權の獨立を得ないと云ふやうな事も其一つでありませう、それから又法律の解釋の統一を缺くと云ふやうな事も一つになります、それから裁判機關の管轄權の爭の場合に、之を解決する方法がないと云ふ事もありませうが、其以外に日本の殖民地に對する裁判制度と云ふものは、實に區々まち〳〵になつて居る、朝鮮はどうかと云ふと三審制度である、是も內地と同じで三審制度である、所が臺灣は二審になつて居る、然るに樺太に至ると是が又三審になつて居る、それから關東州になりますと二審制度になる此組織は日本の領事裁判制度に對して影響を及ぼして來た、一體支那全部に對する領事裁判權と云ふものは、三審制度であつたのであります、所が關東州が日本の租借地になつたが爲に滿洲全部と云ふものは關東州へ上訴を持つて行く爲に、滿洲全部が二審になつて居る、支那の全部が三審制度で領事裁判をやるに拘はらず、日本に密接なる關係のある滿洲が二審制度に甘んじなければならぬと云ふ事になつて居る、而して其中の滿洲の一部分の關東は朝鮮に上訴を持つて行くが爲に又是が三審になつて來る二審とか三審とか、實に區々になつて居るのであります此裁判制度を一樣にして、日本の裁判所構成法を全部に施くと云ふ事になつて來たならば、是が統一されるのである、而して前に立たれた質問者から述べられた所の裁判所に於て、法律の解釋の統一を得ることも、此點に於て十分達することが出來るのである、即ち朝鮮とか臺灣とか云ふものは、一つ若くは二つの控訴院の管轄區域にして仕舞つたならば、此問題は解決して仕舞ふのであります、尙ほ其以外に非常に人權と云ふものに付て、大變な缺點が斯の如き制度を執つて居りますが爲に起つて來て居る事を吾々は目擊をして居る、即ち朝鮮とか臺灣とか云ふものに對しては、民事刑事此二つの種類の法律を出す爲に、單に朝鮮總督とか、臺灣總督とか云ふやうな行政長官の一存で以て、如何なる規則をも設ける事が出來ると云ふことになつて居る、之を極端に

考へて見ると、日本の內地に於ては行政官が罰則を定めるのに三箇月以下、斯う云ふやうな自由刑になつて居りまするけれども、朝鮮とか臺灣等に於ては行政官の一存に依て如何なる刑罰を科する事も出來る、例へば朝鮮總督に對して新聞が惡口を言つたと云ふことで以て、首をちよん切ることも出來るのである（笑聲起る）實に容易ならざる所の出來事と言はなければならぬのであります、さう云ふやうな洵に不確實なる、不徹底なる人權の十分な保護の出來て居らない狀態の下にあるのであります、さう云ふやうなことゝ云ふものは、全く植民地個々に別世帶を立てたから斯う云ふ事が起つて來るのである、之を統一して民刑事丈でも一樣なものに統一したと云ふことになれば、此の缺點は除くことが出來ると思ひます、それに付ては前に申上げた如く、他の國では初めから植民地に對してやつて居る處が幾らもある、それ故に日本も一時的の共通法立法として設けて置くと云ふことをせずに、今から何故直ぐにやることが出來ぬのであるか、さうすれば共通法の根本が動いて仕舞ふ、共通法などゝ云ふものは拵へなくても宜いのである、此の點に付て何故今からやれないかと云ふことを、もう少し徹底したる御說明を願ひたい、それから第二點、是は極めて簡單でありまするが、本法に於きましては、領事裁判區域と云ふものに對して、何等の言及をも致して居りませぬ、即ち第一條に於きまして「本法ニ於テ地域ト稱スルハ內地、朝鮮、臺灣又ハ關東州ヲ謂フ」と斯う云ふことになつて居ります「前項ノ內地ニハ樺太ヲ包含ス」と云ふことになつて居つて、領事裁判區域と云ふものに對しては豫想して居らないのである、然るに本法と殆ど兄弟法とも稱すべき所の司法事務共助法に於ては、第一條に明に領事裁判區域と云ふ事が明言されて居るのである、兄弟法である所の共助法に於ては、領事裁判區域に付てどうすると云ふことを明言して居りながら、其の兄弟法である本法に於て、之に對して何等の明言を爲さないと云ふのは、其所はどう云ふ次第でありますか、此點が頗る本員の疑問とする所であります、此點に於きましては貴族院の委員會の御答辯に於て二樣になつて居る、即ち其一つは領事裁判區域と云ふものは、其處には地域と云ふべきものではない、日本人が唯々其處へ行つて居るからして、屬人主義で、即ち人と云ふものに對してのみ——地域でなくして人と云ふものに對してのみ法律を適用して行けば宜いのであるから植民地とは違つて居る、屬人主義と云ふ觀念を以て說明をせられて居りますが併ながら是は矢張屬人主義に法律を適用致しましても地域に違ひない即ち此領事裁判區域に日本人が澤山居りましても其以外の人間即ち支那人であるとか或は英米人——歐米人であるとか云ふやうな者は假りに是は人間の顏をして居るからして人間と見るのであるけれども失禮な話であるが之を獸として假定したならば、即ち其獸の澤山在る山野の間に日本人が居る、さう云ふ地域に對して日本法を適用すると云ふ、さう云ふ場合にはどうなるかと云ふ問題になるのであるから地域と云ふものではないと云ふ解釋は付かないだらうと思ふのであります、それから第二にさう云ふやうな領事裁判區域に對しては、日本の內地法を其處に適用する、內地法を適用すると云ふ事になつて來るからしてそこで此共通法と云ふものは—共通法に於いて之を明言する必要はない、內地として取扱になると云ふやうな御考でありますけれども、さうすると支那と云ふもの、それから暹羅と云ふものは、法律の立場として日本の內地と云ふ風に、是は解釋するのであるかどうか、內地と云ふことと同じことになつて來るのであるかどうか、內地と云ふならば何故共通法の第一條に「前項ノ內地ニハ樺太ヲ包含ス」と云ふことを言つて居りながら、支那とか暹羅とか云ふやうな我領事裁判權の行はるゝ地域を。同じく內地と見做すと云ふやうな規定を、何故此中に明かに明言せられなかつたか、此點に於て本員は非常に惑ふのであります、一體此領事裁判區域を取扱ふ所の方法として、從來の遣方が非常に分らなかつたのである、是は英國などに於ては、殖民地と同じく領事裁判區域と云ふものも、矢張特別の法律が行はるゝ區域として、別世帶を立てゝ居る區域として取扱つて居る、即ち個別主義と云ふ取扱になつて居る、殖民地と同じに取扱つて居る、それから獨逸佛蘭西等に於ては其殖民地を統一的に取扱ふが如く、又領事裁判區域と云ふものを一樣に統一的に取扱つて居るのであるさう云ふ取扱の仕方が、領事裁判區域と殖民地と同じやうになつて居るのでありますが、日本の領事裁判區域を從來取扱つて居る遣方は非常に不明瞭である、初めは明治三十二年法律第七十號の領事館職務に關する制と云ふ、其の法律の解釋に依りまして、區域、即ち領事裁判區域は日本の內地法の行はるゝ區域の如く法律を設けたのでありますけれども、其の後に日本の取扱方は、支那に於て英吉利の遣方に倣つた爲に、支那の裁判——支那に於ける所の取扱は、全く外國として取扱つて、日本の內地法と云ふ解釋の下に之を取扱つて居つたのではなかつたのであります（「簡單に願ひます、分りました」と呼ぶ者あり）、其間の區域の關係が不明瞭でありましたから、それで司法事務共助法と云ふものが出て、さうして之に依て此解釋の出來ると云ふことになつたのでありまするけれども、此司法事務共助法に矢張殖民地と同じく、之を羅列してある所を考へて見れば、矢張殖民地と同じやうに取扱つたのではないかと云ふやうな考も玆に起つて來るのである、要するに領事裁判區域なるものに對する取扱が、內地と同じく取扱ふか、或は殖民地と同樣に之を取扱ふか、さう云ふ事に於て此共通法の規定が非常に不明瞭であります、此點に對しましてはどう云ふ御考でありますか、御說明を承りたい。

○政府委員(有松英義君) 議長。

○議長(大岡育造君) 有松政府委員。

〔政府委員有松英義君登壇〕

○政府委員(有松英義君) 唯今の第一點は業に已に御答を致したことであります、即ち今日の殖民地の現狀に於ては、司法權立法權の統一を致すことか出來ませぬ、それ故に共通法が必要であると云ふことを、既に御答を致して居りますに依て、それを以て御了承を願ひます、第二の領事裁判權の事に付きましては、少しく私共の見る所と異つた御見解のやうに承つたのであります、領事裁判權と申すのは、內地と同一に見るのでも、殖民地と同一に見るのでもありませぬ、畢竟帝國臣民が治外法權を有して居ります場所に於て被告となつた場合に、特に日本の領事が之に對して裁判を致して、其土地の主權者の下に在る所の裁判機關をして、裁判せしめないと云ふ丈のことであるのであります、其場合に於て帝國領事は帝國の法律に依て裁判をする、斯う云ふのでありますから、帝國の法律、即ち內地人なりが參つて居りますれば、內地人に對する法律を適用し、臺灣人が參つて居ります場合には、例へば身分能力の事等に付きましては、臺灣の法律を適用すると云ふことに自然相成るのであります、夫故に共通法の執行なり、其外事務上內地の裁判所等との間に於て事務共助法が——司法事務共助法の必要があるのであります、故に共助法に於ては領事裁判に關係致す規定があるのであります、併ながら今度の共通法は司法權が別になつて居る、或は律令權を有して居ると云ふ如き法域を異にして居る所の、帝國の各地に於て統一が取れぬ故に、其の連絡を圖る、斯う云ふ趣意でありまするので、領事裁判權に對しては少しも共通法を適用する必要を認めなかつたのでございます

○議長(大岡育造君) 齋藤隆夫君。

○齋藤隆夫君 簡單でありまするからして此席より質問致します。

○議長(大岡育造君) 宜しうございます。

○齋藤隆夫君 本員が質問致さんと思つて居りましたことは、唯一點でございまして最前松田源治君の質問中にありました所の關東州に關する憲法問題であります、是は本法の土臺に關する最も大切なる問題でございまするが、政府委員の御答辯甚だ要領を得ませなかつたに依て、更に一言御尋を致します、此法案の第一條に依りますると、帝國の法權及び區域をば四つに別ちて居るのである、即ち內地、朝鮮臺灣及關東州であります、此四つの區域間に於ける法律命令の衝突を如何に調和し、如何に管理するかと云ふことが、本法の目的と相成つて居るのであるが御承知の如く今日內地は申すに及ばず、朝鮮及臺灣に於ても既に憲法が行はれて居るに拘らず、獨り關東州のみは憲法が行はれて居らないのである、隨て彼地に在住して居る所の帝國臣民は、憲法上の支配を受けずして、憲法外の支配を受けて居るのであります、元來關東州に憲法を行はないと云ふことに付て、歷代の政府當局者は公法上に於て如何なる根據を持つて居るのであるか、私は此事に付て常に疑を懷いて居る一人であります、唯今の有松君の御說明に依りまするが、關東州は日本の領土でないに依て、憲法を行はれぬのであると云ふ、簡單なる御答辯であつたのである、併し是は深く研究されたる御答辯ではないと思ふ、申す迄もなく租借關係は、私法上の關係でなくして公法上の關係であります、所有權の借用にあらずして、領土權の借用であります、即ち期限附の領土であります、此領土內に於て

憲法が行はれると云ふことは、今日憲法上の通則であります、併し政治上の理由に依て憲法を行はないと云ふことに付ても、別に理論の上に於て背くことはないと思ふ、所が御承知の如く關東州が我帝國の領土に歸した以來——我が帝國の統治の下に歸しました以來、既に十數年を經過して居るのであります朝鮮の合併に先だつこと正に數年であります、加之二十五年の租借期限は、延長せられて九十九箇年と相成つた、更に今又此共通法を制定して內地、朝鮮臺灣と同一の法律の下に置かんとするのであります是等の事情より見まして、本員は關東州に憲法を施行すると云ふ時機は既に到來せり、而も今日を以て最も好時機であると思ふのであります、まさか政府に於きましては、公法上の見地よりして、租借地には憲法行はれずと云ふが如き、間違つた解釋は持つて居られぬであらうと思ふ、果して然らば何が故に此好時期に於て憲法の施行を斷行せられないのであるか、之を斷行せられるに付て、特別の故障があるのでありますか、本員の見る所に據れば、別に故障と云ふものは有るべきものでない、唯十數年の以前に於て、之をば帝國の統治の下に置きました其際に於きまして、時の政府が第一歩を履み誤りたるが爲に、歷代の政府當局者も此過てる道を履み換へるの途を執らずして、所謂ずる／＼べつたりとなつて今日まで因襲し來つたのではないかと思ふのである、それとも政府當局者に於きまして、他に憲法を施行することの出來ないと云ふ特別の理由があるか、公法上に於て、若くは實際上に於て、どうしても憲法の施行は出來ないと云ふ特別な理由があるか、若しあると云ふならば此際に於て披瀝せられんことを希望する、若し無いと云ふならば、此好機會に於て憲法の施行を斷行せられんことを切望するのである、此事に付きましてはいま少しく詳細なる所の、確かなる意見を承らんとするのが本員の質問であります

○政府委員(有松英義君)　議長。

○議長(大岡育造君)　有松政府委員。

〔政府委員有松英義君登壇〕

○政府委員(有松英義君)　此好機會に於て何故に憲法施行を斷行せざるやと云ふ御話でありますが、此好機會とはどう云ふ機會でありまするか、又何故に憲法施行を斷行せざるや、憲法は自ら行はるゝ所に行はれるのであります、斷行すると斷行せざるとに依て、行はれると行はれぬが岐れるのでありませぬ(「ひや／＼」と呼ふ者あり)政府の見る所に依りましては、公法上の見地に於きまして、關東州に於ては憲法行はれずと解釋を致して居るのでございます、行ふべきものを行はないとか云ふやうな事は、毫も考へて居らぬのであります、租借は公法上の性質を持つて居るが故に、領土なりと云ふ御解釋でありまするなれども、政府に於ては租借に依て帝國の領土を得たものとは未だ解釋を致して居りませぬ、租借でも亦他の場合に於ては占領でも、同樣でございます、帝國の領土たるには、確定的に帝國領土と相成らなければならぬであらうと存じます、此理由に依りまして他の地域とは——朝鮮、臺灣等とは自ら趣きを異にして居るものと考へて居るのであります。

○齋藤隆夫君　唯今有松君の御答辯は、貴族院の委員會に於ける御答辯と違つて居ると云ふことを私は斷言致します、貴族院に於きましては、公法上の見地から絕對に憲法を行ふことは出來ぬと云ふやうな御答辯は、決してして居られぬ、此點に付ては有松君の答辯は甚だ不明であります、今日其言明を聽きまして、更に詳細の事は委員會に於て答辯致します

(「答辯とは何だ」と呼ふ者あり笑聲起る)

○議長(大岡育造君)　日程第二右議案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數は十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に異議ないと認めます、仍て本案は議長指名十八名の委員に付託いたします——日程第三、朝鮮の生産に係る物品の移入税免除に關する法律案の第一讀會を開きます——大藏大臣。

第三　朝鮮の生産に係る物品の移入税免除に關する法律案(政府提出)　第一讀會

朝鮮ノ生産ニ係ル物品ノ移入税免除ニ關スル法律案

朝鮮ノ生産ニ係ル左記ノ物品ニハ移入税ヲ課セス

一　生牛
二　大麥(ゴールデンメロン種ノモノ)
三　米糠
四　生絲
五　鐵ノ條、竿及板
六　鐵道建設用材料(鐵製ノモノ)
七　コールタール油、石炭酸、ナフタリン其ノ他ノコールタール分餾物及瀝靑

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣(勝田主計君)　唯今議題に上つて居ります法案は、朝鮮に於きまする所の產業の發展を期し、一面に於きましては、內地に於きまする需要に利便を與へる爲に、朝鮮に於ける鐵材、或は大麥其他數種のものに付て、移入税を免除したい、斯樣な簡單な法律案でございます、御審議の上御協贊を希望致します。

○議長(大岡育造君)　日程第四、委員の選擧を議題と致します。

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議ないと認めます、乃ち議長指名九名の委員に付託することに決します——日程第五、第六は同種の議案なるに依り、一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なしと認め、一括して議題と致します——提出者天春文衞君。

第五　勢江鐵道敷設に關する建議案(天春文衞君外八名提出)

勢江鐵道敷設に關する建議案

勢江鐵道敷設に關する建議

交通機關の普及聯絡は國防及產業政策上の要務にして國力の發展に伴ふ必須の設備たり我か國の如き環海の地域に在りては特に港灣と鐵道と兩々相俟て其の利用を圖らさるへからす然るに本州中部に於ける日本海と太平洋面の聯絡未た全からさるの憾あり現に四日市港の如きは太平洋面に於ける外國貿易港にして既に臨港鐵道敷設の計畫を立て海陸輸送の便を全うせむとし物貨の集散上樞要の地區たるに拘らす北陸線との聯絡は極めて不便にして米原驛を經て四日市港に達せむとせは之を東にしては名古屋之を西にしては草津等の聯絡ありと雖頗る迂回し且乘換へ積換へ等の煩累を免れす今是等の不便を除き最短距離に於て日本海太平洋面の接續聯絡を見るは勢江鐵道の敷設に如くはなし本鐵道は三重縣四日市より滋賀縣米原に至る延長三十六哩八鎖の線路にして名古屋經由の七十三哩草津經由の七十七哩に比較するときは殆と其の半に過きす獨り沿道人民の便に資するのみならす北陸線との聯絡を保ち延て敦賀港と浦鹽港との交通を盛ならしめ戰後に於ける國防及產業政策上に寄與する國家永久の利便勝けて數ふへからす依て政府は該鐵道線路の調査を遂け速に敷設工事に著手せられむことを望む

右建議す

第六　紀勢鐵道敷設に關する建議案(岡崎邦輔君外十四名提出)

紀勢鐵道建設に關する建議案

紀勢鐵道建設に關する建議

一和歌山縣和歌山市に起り同縣下黑江、日方、湯淺御坊、田邊、新宮を經て三重縣に入り同縣下鵜殿、木ノ本、尾鷲、長島等を經て度會多氣兩郡に入り參宮鐵道に聯絡すへき鐵道

本鐵道は產業の發展に資し交通の不備を補ふか爲急設を要するものと認む依て政府は速に鐵道敷設法を改正し本線の建設に著手せられむことを望む

右建議す

〔天春文衞君登壇〕

〔拍手起る〕

○天春文衞君　諸君、私は此勢江鐵道敷設に關する建議の趣意を簡單に述べまして、諸君の御贊成を希望致すのでございます、此の建議の主要目的と致しまする事柄は、諸君も御承知の如く三重縣の四日市より、滋賀縣の米原驛に達しまする所の延長三十哩內外の國有鐵道を敷設せんとするのでありますが、抑々三重縣の四日市と云ふのは諸君御承知の通り、太平洋方面に於けるところの樞要の港灣でありまして、明治四十三年度より致しまして、大正十一年度迄の間に於いて繼續事業として港灣修築費を三百六十萬圓餘を費しまして、其の中國庫より致しましては八百七十六萬圓と云ふものを補助して完成する事になつてあるのでございます、又一面には外國貿易

港に指定せられまして、年々定期の航海、又不定期の船舶出入等は多くござりまして、貿易も大に盛になりましたのでありまするが、夫が爲に近時臨港鐵道と云ふものを敷設致しまして益々此船舶の出入荷物の便利を圖る事になつてありますのでござります又一面には稅關をも設置せられてあるのでござります、然るに此北陸諸縣との交通と云ふものは誠に不便でござりまして、北陸線の連絡驛たる所の江州の米原よりしまして、東へ廻りまして、名古屋に出でゝ關西線を利用致して四日市の港灣に達するのでござりますが、それは丁度哩數に致しますると七十三哩からあります、又此港灣に出でんとして、尾勢線と云ふのに依て見ましても、矢張六十七哩餘もあります、又西から廻りまして草津線に依りますのも、七十七哩からあると云ふやうな次第でござりまして又彥根からして貴生川と云ふ處を經て參りますれば六十哩からあると云ふやうな場合、斯の如く何れの線路に依りますにも、六十哩よりして七十哩以上に達しませぬければ、四日市の港灣に達する事が出來ぬやうな場合であります、故に此の四日市より致しまして、米原驛に達しまする所の、勢江鐵道を敷設致しますれば、殆ど其半ばにも足らない所の三十哩內外の距離で四日市港より致しまして米原に達する事が出來るのでござります、故に先年來此必要を感じまして、或人が測量を致して、私設鐵道を敷設しやうと致しましたでござります、故に大體の測量は出來て居るのでござりまして丁度それが三十六哩八鎖で、米原からして四日市港に達することが出來るのでござります、此當時は丁度今申しましたやうな次第で、私設鐵道の目論見でござりました故に、沿道人民の贊成を得んが爲めに、幾分か迂回を致して居りますと云ふやうな場合でござりますからして、三十六哩八鎖でござりましたが、之を國有鐵道に致しますると見ますれば、三十哩內外で達する事が出來やうと思ふのでござります、米原驛を經まして敦賀港に到りましたならば、延いては浦鹽港又は元山との交通を頻繁ならしむる事が出來やうと思ひます又北は日本海よりしまして、南は太平洋との連絡を保ちまして、實に世界一週の捷徑と謂ふても或は過言でなからうかと思ふのであります、殊に此の勢江鐵道線路の沿道には、人民が殆と二十萬內外もあり又廣漠たる所の山林林野もござります、是より出でる所の材木其他の物は、林產物として中々盛んなものであるのでありますから、國家國民に裨益する所は多大なるものであらうと信じます、又戰後に於きましては國防並に產業政策上よりして、最も急設を要する線路と存じます、故に政府は該線路の實地調査を遂げまして、速に敷設の工事に著手せられんことを希望致す次第であります、詳細なる事は若し幸に委員會に付託せられます事なれば、其際に申上げて宜しうござります、概略は唯今申上げますやうな次第でござりまして、實に今日の場合、戰後に於きましても、誠に國家必要なる所の線路と考へまする次第でござりますからして、どうか諸君の幸に御贊成を希望致しますでございます（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　兒玉亮太郎君。

〔兒玉亮太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○兒玉亮太郎君　唯今一括議題に上りました第二の方、即ち日程第六になつて居ります紀勢鐵道に關する建議案の提出者の一人と致しまして、極めて簡單に提出の理由を申述べます、此問題は本院に於て兩三回議に上りましたものでありまして、此內容に付ては御承知の方も尠なく無からうと思ひますから、詳細に之を申上げる必要はないと信じます、本案は紀州和歌山より海岸地方を經まして伊勢に出て、現在の參宮鐵道に接續すると云ふ二百哩內外の所謂紀勢縱貫鐵道を速に建設して貰ひたいと云ふ案であります、初めて本院の議に上りましたのは、第二十六議會の時でありまして、丁度唯今提出しました所のものと同じ意味の建議案が出まして、全會一致を以て通過致したのであります、同じく二十八議會に於て、同一の意味に於て建議案が出まして、是亦全會一致通過致したのでありますが、此間に第二十七議會に於て、此問題となつて居る線の一部、即ち和歌山より新宮に到る間の鐵道を第一期線に繰上げて建設を速かにならしむると云ふ意味に於て、鐵道敷設法中の改正法律案として提出になりまして、是亦本院を全會一致を以て通過したやうな次第でありまして今回は第四回目の提案であります、殊に今回は政黨政派の別なく、一致して提案致したものでありますが、即ち提案者中には憲政會の有志諸君、國民黨の有志諸君、新政會、濤和倶樂部及吾々政友會に屬する有志の者、即ち院內の五團體の有志の名前を以て提出し、三重縣、和歌山縣全部と言つて宜しいのでせうが、此兩縣の一致を以て、茲に提案したものでありますと云ふ事を、先づ第一に諸君に御承知置きを願つて置きたいのであります、そこで本線に付て第一に諸君の御考慮を願ひたいと思ひますことは國防上此鐵道の極めて急設を要すると云ふ點であります、是は詳しく言ふの必要もないのでありまして紀州及伊勢の地勢地理を御承知下さる方は、直ぐ分るであらうと思ひますが、詰り此兩國は我國中央部の南端でありまして、太洋に面して居る、所謂外敵に對して、何等防衞の途の無い地方になつて居るのであります、此蛇蜒二百哩に亘る所の地方が、現在の所どう云ふ有樣になつて居るかと云へば、僅か數哩の私設鐵道を除くの外に、國の費用を以て建設した所の鐵道は一哩も無いのであります、斯う云ふ土地でありますから、此地方の防衞、國土の防禦の上に於て或は又一朝事有る場合に於て軍隊の輸送、其他の便を圖らんが爲に、鐵道の便を開いて置くと云ふことが最も必要なものであると云ふことは、是は論を俟たない話であります、現に此事は軍事當局者も同感でありまして、二十七議會の時に當時の石本陸軍大臣は、軍事上此鐵道の必要なることを明言したのであります、此點は多く言ふ必要が無いと信じまするが、次に諸君の御考を願ひたいと思ひまする ことは、經濟上の點であります、さう云ふやうな處に鐵道を敷いて、どれ丈の果して鐵道の收益があるであらうかと云ふ點を、少しく御考を願ひたいのでありますが、此の建議案の本文中にも言つてありまする通り「本鐵道は產業の發展に資し交通の不備を補ふか爲め」云々と此產業の發展に資し、交通の不備を補ふが爲めと云ふことは、此鐵道に付て大に重きを置かなければならぬ點であるのであります、此地方——鐵道の通過する地方の重要物產を調べて見ても、それは直ちに分るのでありまして、殆ど無限の海產物は申すに及ばず、陸上に於ても、紀州と言へば直ちに諸君が聯想せらるゝ所の蜜柑、其の他の柑橘を始め、或る筋に於て昔より有名となつて居ります所の漆器類、或は石炭、銅其他廣袤幾十里に渉る熊野山林より生ずる所の木材、薪炭、是等のものを唯だ數へて見るだけでも、如何に重要物產に是等の地方が富んで居るかと云ふ事が分るのであります然らば是等の物資を現在如何に利用されて居るかと言ひますると、無論是は海上の交通より外に道が無いのでありまするから船舶の便を利用するのでありますけれども、此熊野灘其他太平洋に面する方面に時々風波の荒いが爲めに、航海が杜絕する處があり十分に物資の利用を完うすることが出來ないと云ふ憾を有つて居るのであります、若し鐵道の便が開かれたならば、其不便は立どころに免れるのであります、是は既に現はれたる物產の上に就て申すのでありますが、若し鐵道が開かれたならば、今日隱れて居る所の物產、隱れて居る所の富源が續々開發せらるゝので、之に由て新しき物產が出來、新しき產業も興るでありませう、此の意味に於て私は此鐵道は最も有力なる利益線となると云ふことを疑はないのであります、假りに鐵道が全通して直ちに夫等の經濟上の利益が生じないと致しましても、前申しますやうな事由に依て、無限の隱れたる富源を持つて居りまする所でありますが故に、鐵道開通後非年ならずして、必ず此鐵道が非常なる澤山の貨物を吸收するであらうと云ふことを信ずるのであります、是は貨物の點でありまするが、然らば第三に人間の往來の點はどうであるか、旅客の往來は果してどう云ふ有樣になるであらうかと相像して見ますると、今日の現狀では此鐵道の通過すべき地方には人口の非常に澤山有る町村、小都會の如きものは尠くないのであります、そこで現在海上の交通の模樣を見まするると旅客の往來は隨分頻繁でありますが、前申しましたやうな事情に依て、時々海上風波荒きが爲に、旅客の往來を杜絕せらるゝ事があると云ふ憾を有つて居る、そこで若し鐵道が敷かれたならば、夫等の旅客が其不便を免かるゝのでありまして、此點は確かに旅客を吸收する見込の有ることを吾々信じて疑はないのであります、是は普通の旅客に就て言ふのでありますが、更に進んで鐵道の便が開かれたならば、特別の御客が澤山此鐵道に集まると云ふ見込を吾々は有して居る、それはどう云ふ譯でさう言ふかと申しますると、此鐵道の通過する地方には、若くは其地方の近傍には昔より有名なる神社、佛閣、名所、舊跡等の如きものが澤山にありまして、殊に風景の絕佳なる點に於きまして、是は昔より定評の存するものがあるのであります、諸君の中にも此邊を御通過になつた方は此事は私と御同感であらうと思ひますが、若し此鐵道の一方の入口を和歌の浦とするな

らば、和歌の浦丈では此紀州沿岸及伊勢の沿岸の風光を誇ずるに足らない、和歌の浦は唯だ入口でありますが、其入口より南へ南へと進むに從て、熊野灘及太平洋の實に壯觀、此大景が旅客の眼前に展開し來ると云ふ有樣でありまして、此鐵道に依て確かに遊覽客、參詣の客、見物客を吸收することが出來ると云ふ確信を吾々有して居るのであります、右申上げまするやうな雄大なる景色であるとか、或は神社佛閣であるとか、名所舊跡、或は溫泉場と云ふが如きものに依て大に旅客を吸收し、而して前に申しまする經濟上の點に於て、貨物が澤山に集まると云ふ事情もあり、更に一番初めに申しました國防の點で最も此鐵道の必要なると云ふ理由が茲に在る以上は速かに此鐵道を建設して、此鐵道の全通に依て一つは此地方の利益の爲め、此地方の開發の爲め、大きくしては國力の充實と云ふ上に其實績を示すやうにありたいと云ふことは、吾々の熱望であるのであります、要するに本鐵道の急設は必要であると同時に又極めて利益有るものであると云ふことを吾々は茲に斷言して憚らないのであります、斯の如く多望なる未來を有する所の鐵道、而して國防の上よりどうしても早く建設しなければならぬと云ふ此鐵道に對して、早く之をやつて貰ひたいと云ふことの建議案を、吾々は此處に出した次第でありまするが、從來此三重和歌山の兩縣に對して、國家の待遇が甚だ薄いと云ふ感を吾々は持つて居るのであるが、從來此待遇の甚だ薄かりし國家が、近き將來に於て如何なる待遇を此兩縣沿岸地方に向つて與へらるゝかと云ふことを、吾々は刮目して見たいと思ひます、茲に諸君の御同情と御贊成を切に御願する次第であります(拍手起る)

○岩崎勲君　第五、第六の兩案は一括して議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はないと認めます、仍て此案は議長指名九名の委員に付託します、日程第七、第八、第九は、同じく同種の議案なるに依り、一括議題となすに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がないと認めます、但し說明は各別に求めます。

第七　阿讃鐵道建設に關する建議案(三土忠造君外二名提出)

阿讃鐵道建設に關する建議案

阿讃鐵道建設に關する建議

一　香川縣下高松より東讃海岸を經て德島縣下德島に至る鐵道

右は阿讃交通上並沿線町村の開發上極めて必要の線に屬し而も工事比較的容易にして經營上頗る有利のものたり且他日必す完成を要する四國循環鐵道に對しては正に其の一要部たるへき線路なり依て政府は速に相當の措置を採り其の建設に著手せられむことを望む

右建議す

第八　四國海岸巡環鐵道建設に關する建議案(小西和君外一名提出)

四國海岸巡環鐵道建設に關する建議案

四國海岸巡環鐵道建設に關する建議

一　政府は高松市より丸龜市を經て愛媛縣三島町に至る既成鐵道を延長して松山市に達する既定線路建設の進捗を謀るに止らす更に此の際海岸に沿ひて高松德島高知松山の四市を連絡する鐵道建設の計畫を定め以て速に四國海岸巡環鐵道の方法を確立し順次之を竣成して運輸交通の便を增進するに努むへし

二　四國海岸巡環鐵道の建設は先つ以て高松德島兩市間の連絡を謀り愛媛縣三島町より松山市に至る既定線路の竣工と相俟ちて高松市三島町間の既成線路と接續し德島高松丸龜松山の四市間に於ける運輸交通機關の整備に努むへし

右建議す

第九　四國沿岸鐵道建設に關する建議案(板東勘五郎君外十名提出)

四國沿岸鐵道建設に關する建議案

四國沿岸鐵道建設に關する建議

一　德島縣下小松島より沿海那賀海部兩郡及高知縣下安藝郡を經て四國鐵道豫定線に達する鐵道

右は阿土交通上並沿線町村の開發上極めて必要の線に屬し而も工事比較的容易にして經營上頗る有利のものたり且他日必す完成を要する四國巡環鐵道に對しては正に其の一要部たるへき線路なり依て政府は速に相當の措置を採り其の建設に著手せられむことを望む

右建議す

○議長(大岡育造君)　日程第七林毅陸君。

〔林毅陸君登壇〕

〔拍手起る〕

○林毅陸君　阿讃鐵道速設に關する建議の趣旨を簡單に說明致します、此建議は香川縣高松より東海岸を經て德島縣の德島に至る鐵道でありまして、建議の文面を御覽下されば趣旨極めて簡明のものであります、此阿波と讃岐との間を海岸に依て結ぶ線路と云ふのは、交通上に於て從來の不備を補ふべき必要があるし、又沿岸町村の開發を圖る上に於て必要があるし、各種の物產の奬勵、地方富源の開發、是等の爲に必要なるは申す迄もなく、其他軍事上の關係より考へましても、阿讃海岸線の聯絡は甚だ必要であると考へるのであります、而も其工事は比較的容易でありまして、有利なる線と吾々は考へるのであります、曾て明治三十三四年頃と思ひますが、此間に鐵道を敷設すると云ふ計畫が起されまして、民間に於て會社の組織を企てたことがあるのであります政府より許しを得て著手しつつあつたのでありますけれども、財界の動搖の影響を受けまして頓挫致して、其儘今日の不完全の狀態になつて居るのであります、故に之を此場合に成るべく速に速成を致しまして、從來地方の人民が、甚だ不便を感じて居る所を補うて貰ひたい。

〔此時議長大岡育造君退席副議長濱田國松君著席〕

○林毅陸君　又單に一地方の問題許りではない、治國の上から見ましても、國家の上から見ましても必要なるものと考へられるのでありますが故に、此線の速成を希望致すのであります、勿論此沿線には各種の物產多く、又歷史上の古蹟あり、又名勝の甚だ誇るべきものあり、色々効能を述べ立て得らるると思ひますが、敢て多言するまでもないことでございますが故に、詳かには申しませぬ、唯一つ尙ほ申したいと思ひますのは、四國と致しては中央部の山を穿つての縱貫鐵道と云ふものは、從來屢々問題となつて居るのでありますが、此縱貫鐵道と相俟つて四國の巡環鐵道と云ふものは、又甚だ必要なるものに屬するのであります、此巡環鐵道――海岸を沿うての巡環鐵道が必要であると云ふことは、鐵道の當局者に於かれましても、大體の方針として、大體の主義と致しましては、吾々と同じく其必要を認めて居らるることであらうと信ずるのであります、而して唯今申す所の此東讃海岸を經て、高松より德島に至る鐵道と申すのは、即ち此四國巡環鐵道の一要部を占むべき地位に居るのでありまして、其點から考へましても、大に意義ある線路と思ふのでありますさう云ふものでありますから、政府に於かれまして成るべく速に、其建設に著手して御貰ひ申したいと云ふ趣旨であります、願はくは諸君の御贊成を願ひます。

〔拍手起る〕

○副議長(濱田國松君)　日程第八、小西和君。

〔小西和君登壇〕

〔拍手起る〕

○小西和君　此建議案は四國の海岸に沿うて、四國を一宗する所の鐵道を敷設して貰ひたいと云ふ趣意であります、即ち高松より唯今林君が述べられました所の線路、即ち津田、三本松、白鳥、引田を經まして、德島縣の撫養町に入り、更に德島に參りまして、それから既成線の德島、小松島、此間の鐵道に依りまして、それから更に南して富岡甲の浦を經過し、高知縣に入り、高知市に參り、既定線路たる高知須崎間を經まして、更に須崎より中村に參り、中村から宿毛を經、愛媛縣の宇和島、卯の町、大洲を經て松山に達しまして、さうして松山から東の方の愛媛縣の三島町に至つて、此處に於て高松から三島町まで出來て居ります、既成鐵道に聯絡を致して、之に依て、四國を一巡する所の鐵道を完成するやうな方法を立てて、順次之を敷設を致して、それで四國巡環鐵道と致して、運輸交通の便を圖つて貰ひたい、斯樣に申す次第であります、其中で林君の唯今述べられました所の線路は、特に必要且つ急務を感じますが故に、第一著手に此線路をやる必要があると云ふことが第二段の建議であります、全體四國の土地は我國の四大島の一でありまして(「小學校ぢやないぞ」と呼ふ者あり)其面積が一千餘方里あるにも拘らず、唯今まで四國の土地は、鐵道の建設の上に於て、甚だ繼子扱にせられて居る感があります即ち我日本全體の人口の上から申しますれば、日本

の人口を大體に攫みまして五千萬と致しますと、而して日本には現在殆ど一萬哩の鐵道がございます、然らば是から算出しますと、我四國の土地は三百萬の人口がございますが故に、其鐵道の哩數は六百哩出來なければならぬ筈であります、又面積の側から申しますと日本の四大島の面積は凡そ二萬三千方哩ございます、而して四國の島は一千一百哩程――一千一百方哩程あります、さう致しますると　四國には五百哩の鐵道が無ければならぬ筈であるのでございます、然るに現在四國鐵道としてありまするものは僅に九十哩出でないのであります、斯の如く四國が鐵道の上に於て甚だ貧弱な狀態に居りまする事は四國三百萬の者が齊しく遺憾に思つて居る次第であります、それで四國の土地には諸君の御承知の如く中央には深山幽谷が蟠屈致して居りまして、鐵道を敷設致すには甚だ困難な場所であります、それ故に四國の中央を縱貫致しまする所の鐵道としては現在の讃岐線、此讃岐線から德島線に接續する所の線路を敷設致し更に德島線の池田から高知縣の山田を經て高知に至る一線を敷設致しましたならば、差當つて四國中央縱貫鐵道と致しては遺憾がないと存じます、是は諸君の御承知の如く、既定の線路となつて居ります、故に此際私は申上げる必要がないのであります、さうして四國の土地は其海岸方面に、到る處に平野が展開を致して居りまして、人口の大部分は海岸にあるのであります、從つて海岸は到る處に都會が發達を致し、農產物を初め、各種の產物が澤山に出來ますのみならず、其海上には其水產物の頗る豐富なるものがありまして、四國に於ては殆ど環狀を畫いて居ります、即ち環の如き狀態に人口が散在致して居ります、斯かる理由に依りまして、此海岸線路の極めて必要でございまする事は、此天然の四國の地勢、並に人口の分布から申しまして、疑のない事柄でございます、それ故に此海岸巡環鐵道を敷設致す必要ある所以でございます、此鐵道計畫が確立致し、追々此鐵道が敷設せられるやうになりますれば、それから益々產物の增加を來し、又富源の開發等も致しまして、而して國家經濟上にも相當の貢獻を致すことは疑ひないのであります、次に其中の高松より德島に至る線路を第一着にやつて貰ひたいと云ふ理由に付きましては、先刻林君が述べられたやうな事であります、それで此四國の海岸巡環鐵道は、唯今申上げましたやうな次第で、四國の富源を開發する、產業の發達を圖るとか、交通の利便を圖るとか申す外に、更に最初申上げましたやうな次第で、此日本全國の鐵道の分布の上から見ましてもどうしても一つ之を必要であると云ふ事を申上げなければならぬのであります、又軍事上の必要のありまする事も、是も否定する事が出來ませぬ、尙ほ詳細の事に至りましては、自然委員會を設けて之に付託せらるる事と思ひまするから、其席上に於て尙ほ申上げる事もあらうと考へますが、幸にして諸君の御贊成を得まして、此建議の成立を告げ、而して四國の鐵道の一大進步を告げることになりましたならば、啻に本員のみの仕合でございませぬ、四國三百萬の人民、皆擧つて欣幸とする所でございます。

〔拍手起る〕

○副議長（濱田國松君）　日程第九、板東勘五郎君。

〔板東勘五郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○板東勘五郎君　私も此鐵道の建議案に付きまして一言大體の趣旨を申述べやうと存じます、極めて簡單であります、御靜聽を願ひます、唯今三土君、林君、並に私共が提案を致しました阿讃の連絡鐵道と申す建議案、並に小西君より御提出になりました、四國海岸巡環鐵道と申すもの、並に今私共が提出致しました此四國沿岸鐵道と申すものは、何れも皆目的を同じうして居るのであります、此四國海岸の巡環鐵道の必要のありまする事は、既に先日請願委員會に於きまして政府當局も此方針を認め、此計畫に何とか計畫を爲すべきことを聲明をされて居るのであります、又此沿岸線の理由は林君なり小西君なり誠に詳細に御述べになつて、最も明確に說明されましたが、私は幸に其說明の大部分を拜借致しまして之を諸君に御紹介する事は省きたう存じます、私共からの建議案の中に揭げてありまする線路の德島縣小松島港は、此唯今の豫定線の出發點になつて居りますから、此港よりして那賀、海部を經て高知縣に入り、高知縣の現在の豫定線、山田よりして須崎に至りまする此豫定線の或る部分へ接續すべき線路であります、此線路は四國の巡環線の必要を說く、其說明には是非共證據立てるべき要部に位して居るのでございますが、今之を申述べますると、又多少の時間を要しまするが故に、幸に委員會に御廻しになりますれば、私共が信じ得た限り委員會に於て辯じやうと存じますが故に、此線路の說明を省く事を諸君に御許しを願ふのであります、唯だ茲に一つ特に諸君に一言御訴を致して置きたいことがあります、それは今小西君から四國の狀態に付て、一部分御說明になりましたが、今少しく之に加へて置きたいことがあります、是は此建議案を出しますに於きまして、重要なる關係を有する事であります、それは從來國家が四國と云ふ一國に對して鐵道路敷設に關する方針並に其經營の程度は如何に進みつつありしかと申すことであります、明治二十五年に御承知の通りに、鐵道敷設法が制定になりました當時、四國線なるものは即ち一の計畫として既定をされて居ります、其線路はどれ丈の哩數があるかと申せば、僅に二百三十九哩、二百三十九哩を紙の上に引いて、是が即ち四國の豫定線なりと唱へて居つたのであります、降つて三十九年になりまして、鐵道國有法が制定になりました時に方つて、此私設會社の德島鐵道僅に二十一哩、山陽線の所管に屬しまする高松より多度津を經て琴平に至る二十七哩、此線路は最も經濟的有利な線路で、今日に於ては非常に利益を擧げつつある線路を、之を國家が買收致しました、唯今の國有鐵道の制度あつて以來今日まで即ち大正七年迄十二箇年の年月を經過致して居りまするが、此間に當つて國家は四國に對して――四國の鐵道に對して如何なる計畫を爲しましたか、德島の川田と申す所より池田と申す所に僅に二十五哩、內海に面する讃岐の多度津よりして川ノ江に至る僅に二十七哩合せて五十二哩少しのものが此十二年間に於て、即ち四國全體に對して經營したる線路であります、之を一年に割りますれば一年僅に四哩と少し（「寔に御氣の毒なことだ」と呼ふ者あり）此近來の十二箇年と申すものは、決して短き月日を意味したる期間では無論ありませぬ、世界の大勢から申しましても國運の進步から申しましても、實に重要なる期間に於て、如何に四國なるものが國防上の圈外に置かれてあるにもせよ、又常に、啻に鐵道のみならず、或は教育通信其他の事に付て、如何に國が之を冷眼視致して居りませうとも、餘りに殘酷な、或意味に於ける一種の虐待であります、翻つて我日本全國の鐵道の現在は如何にと申すに、御承知の通り既に內地のみに於て、官線は六千哩を超過致しまして、私設の一千八百哩を加へまして八千哩に垂んとして居る尙ほ且今日の時局は是等の交通機關の急を訴へつつある場合に於きまして、四國に於て此建議案が出ると云ふことは、寔に正當な叫びであります、此叫びなるものは全くに時運の必要に驅られまして、自然に發したる所の痛切なる所の急訴であります、故に爰に形は種々樣々に別れ、名は色々なものになつて澤山出ました建議案は、何れも皆な此既往の歷史を說いて居る、而して將來の希望を達せんとする熱誠なる建議案であります、故に此建議案の種類が多いが爲に、或は是は世に所謂我田に水を引くとか、或は地方の土產物であるとか、或は島國根性で自己の利益を圖るのであると云ふが如き、有觸れたる批評は斷然値が無いのであります、此意味に於きまして吾々は此建議案を提出致しましたが爲に、何卒此趣意を酌まれまして十分の審查を遂げられまして、一日も速に此建議が實現せられんことを、特に諸君に向つて希望を致して置きます、私の御紹介は是切りでございます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　第七乃至第九の三案を一括し、議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議ないと認めます、仍て岩崎君動議の如く、三案は議長指名九名の委員に付託することに決しました、日程第十新見三次間鐵道建設に關する建議案、湯淺凡平君。

第十　新見三次間鐵道建設に關する建議案
（湯淺凡平君提出）

新見三次間鐵道建設に關する建議案

新見三次間鐵道建設に關する建議

政府は岡山縣下苫田郡津山より同縣下阿哲郡新見に至る鐵道線路を延長して廣島縣下雙三郡三次に至る豫備鐵道聯絡線の建設に著手せられむことを望む

右建議す

〔湯淺凡平君登壇〕

〔拍手起る〕

○湯淺凡平君　極めて簡單に說明を致します、說明

に先だつて此建議案の文句を訂正したいと思ひます、即ち「政府は速に鐵道敷設法を改正し」云々とあります、其「速に鐵道敷設法を改正し」と云ふことを削除致します、御了承を願ひます、此線路は岡山縣の津山町に起りまして廣島縣の三次町に至り、さうして此三次に於て藝備線に連絡すべき輕便線であります、其中で津山より新見までは既に本年度の豫算に於て輕便線を敷設することになつて居ります、而して此岡山より陰陽聯絡鐵道米子に通じまする と云ふことも、既に確定致したる所の問題でございます、又一方に於きましては、此陰陽連絡線と致して廣島より島根縣の江津に至る所の線路は、是も政府の豫定線でありまして、其中廣島より三次までは既に私設に依て開通致して居るのであります、三次より江津に至る所の線路を速成すべしと云ふ所の建議案も既に本院に提出されて、唯今委員會に付せられて居るやうな次第であります、そこで此岡山縣廣島縣に於て陰陽の連絡線と云ふものは、詰り三本出來ることになる、一つは……

「此時副議長濱田國松君議長席を退き議長大岡育造君復席」

○湯淺凡平君　津山町より地頭を經て鳥取に至る輕便線、一つは先刻申しました岡山より米子に至る線、一つは廣島より江津に至る線路であります、此地頭線、鳥取に至る所の線と、岡山から米子に至る所の線路を結付ける爲に、政府に於ては津山より新見に至る所の輕便線を敷設すると云ふことも既に確定致したのであります、そこで此三つの陰陽聯絡線を、山陰山陽の最も樞要なる所の中央部に於て縱貫を致しまして、相互の鐵道の聯絡を完うしやうと云ふのが本案の目的であります、若し此線路が完成致しましたならば、何れ開通すべき所の鳥取より津山に至る所の線路、而して津山より新見に至る所の線路、今又此線路に依りまして廣島より山陰の鳥取に至る縱貫の鐵道が完成すると云ふことになるのであります、斯う云ふ次第でありますから、是丈の地勢上鐵道の連絡の模樣を御話致しましても、既に其鐵道が必要であると云ふことは明白であらうと存じます、又此沿線地方に於きまして、各種の産物の豐富であると云ふことも申す迄もないが、殊に此頃時勢の要求致して居ります所の、製鐵の原料が非常に澤山であると云ふことは、御承知の通りであります、又熔鑛業に必ず無くてはならぬ所の耐火煉瓦の原料である、或は「クレー」の原料であると云ふものは、全國に殆ど比類が無い程澤山なる分量を此地方は持つて居りますのであります、其外農會とか林業或は畜産――畜産の如きものは既に農商務省が種牛場を設いて居りますに依ても、推して知ることが出來ます、又製鐵の事は今より二十餘年前迄は、大藏省直轄の製鐵所が此地方に設けてございました事に依ても、如何に豐富であると云ふことが分る、殊に此當時製鐵致しました最も幼稚なる方法に依て製鐵され、棄てゝ顧みなかつた所の此製鐵の殘滓、其滓から致して今日は立派な鐵が出來ると云ふことで、著々と大仕掛の工場を設けて仕事を致して居るのであります、又此の地方に於きましては、東城、西城庄原と云ふやうな地方有數の都會があります、而して又三次に於きましては、中國第一番の大川である所の江の川の水力電氣に依て、近く水力電氣の事業が起りました、數萬馬力の電氣を各方面に供給すると云ふことになつて居ります、是が完全しました曉は、此地方の發展は驚くべきものがあらうと思ふのであります、大要斯の如き必要なる線路でございますから、願くは政府に於て速に調査を進めて、此の鐵道を敷設することを諸君の御同情に依て希望する次第でございます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はないものと認めます、即ち議長指名九名の委員に本案は付託致します――日程第十一乃至第六十五は請願特別報告であります、例に依て一括して議題となし委員長の報告を求めます、但し請願中反對あるものは討論の上許否を決します、此討論を經たるものは別に決を採ります、豫め此事を宣明して置きます――委員長板東勘五郎君。

第十一　（特別報告第一號）安倍川治水に關する請願外一件　（委員長報告）

第十二　（特別報告第二號）大井川治水の請願外二件　（委員長報告）

第十三　（特別報告第三號）和賀川河身改修工事の請願　（委員長報告）

第十四　（特別報告第四號）淀川再改修に關する請願　（委員長報告）

第十五　（特別報告第五號）質屋取締法中改正の請願　（委員長報告）

第十六　（特別報告第六號）國有林野を地方自治體に下附の請願　（委員長報告）

第十七　（特別報告第七號）帝國在鄉軍人會國庫補助の請願外七件　（委員長報告）

第十八　（特別報告第八號）愛媛縣宇摩、新居、周桑三郡を第十一師團の管區に編入の請願　（委員長報告）

第十九　（特別報告第九號）佐香村に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十　（特別報告第十號）村山村三ッ木に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十一　（特別報告第十一號）鈴田村に三等郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十二　（特別報告第十二號）　東南方村東臨籠西臨籠部落中に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十三　（特別報告第十三號）上牧村に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十四　（特別報告第十四號）顯娃村上別府に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十五　（特別報告第十五號　豐實村に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十六　（特別報告第十六號）金塚村に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十七　（特別報告第十七號　花垣村白樫に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十八　（特別報告第十八號）崎山村に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十九　（特別報告第十九號）老川村に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第三十　（特別報告第二十號）漁島郵便局に集配事務開始の請願　（委員長報告）

第三十一　（特別報告第二十一號）鎭西實久兩村へ電信架設の請願　（委員長報告）

第三十二　（特別報告第二十二號）志木町郵便局に電信急設の請願　（委員長報告）

第三十三　（特別報告第二十三號）江住郵便局に電話事務開始の請願　（委員長報告）

第三十四　（特別報告第二十四號）淸水町江尻町間特設電話通話料廢止の請願　（委員長報告）

第三十五　（特別報告第二十五號）元吉原區裁判所復舊の請願　（委員長報告）

第三十六　（特別報告第二十六號）元八幡區裁判所復舊の請願　（委員長報告）

第三十七　（特別報告第二十七號）元八幡濱區裁判所復舊の請願　（委員長報告）

第三十八　（特別報告第二十八號）元中之條區裁判所復舊の請願　（委員長報告）

第三十九　（特別報告第二十九號）元龍ヶ崎區裁判所復舊の請願　（委員長報告）

第四十　（特別報告第三十號）元佐野區裁判所復舊の請願　（委員長報告）

第四十一　（特別報告第三十一號）元三國區裁判所復舊の請願　（委員長報告）

第四十二　（特別報告第三十二號）元武生區裁判所復舊の請願　（委員長報告）

第四十三　（特別報告第三十三號）元野邊地區裁判所復舊の請願　（委員長報告）

第四十四　（特別報告第三十四號）司法代書人法制定の請願外百八十九件　（委員長報告）

第四十五　（特別報告第三十五號）牛月村に區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）

第四十六　（特別報告第三十六號）石森町に區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）

第四十七　（特別報告第三十七號）市勢村金市に區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）

第四十八　（特別報告第三十八號）手莊村に區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）

第四十九　（特別報告第三十九號）小野田村東小野田に區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）

第五十　（特別報告第四十號）士別町に區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）

第五十一　（特別報告第四十一號）瀨戶町に登記所設置の請願　（委員長報告）

第五十二　（特別報告第四十二號）鹽川町に登記所設置の請願　（委員長報告）

第五十三　（特別報告第四十三號）中富良野村に登記所設置の請願　（委員長報告）

第五十四　（特別報告第四十四號）稻垣村に登記所設置の請願　（委員長報告）

第五十五　（特別報告第四十五號）區裁判所管轄區域變更の請願　（委員長報告）

第五十六　（特別報告第四十六號）借地權救濟法制定の請願　（委員長報告）

第五十七　（特別報告第四十七號）水戶地方裁判所下妻支部權限復舊の請願　（委員長報告）

第五十八　（特別報告第四十八號）盲啞教育令發布の請願外一件　（委員長報告）

第五十九　（特別報告第四十九號）三次大田間山陰山陽兩道連絡輕便鐵道線路測量及建設の請願　（委員長報告）

第六十　（特別報告第五十號）都城飫肥間國有鐵道敷設の請願　（委員長報告）

第六十一　（特別報告第五十一號）三戶千曳間南部鐵道敷設の請願　（委員長報告）

第六十二　（特別報告第五十二號）五所川原能代間鐵道敷設の請願　（委員長報告）

第六十三　（特別報告第五十三號）福山今市間輕便鐵道敷設の請願　（委員長報告）

第六十四　（特別報告第五十四號）天鹽線輕便鐵道速成の請願　（委員長報告）

第六十五　（特別報告第五十七號）司法代書人法制定に關する請願　（委員長報告）

〔板東勘五郞君登壇〕

○板東勘五郞君　諸君、請願委員會に於きまして審査の進行に付きまして、本日の日程に依り第一回の御報告を致します、本期議會の開けまして以來、當院に受理致しました請願は其都度請願文書表を製しましては諸君の御手許まで差上げ置きました、諸君は必ず御一讀になつたことゝ信じます、其の受理致しました順序に依りまして、請願委員會は審査に著手致したのでございます、尤も審査の取扱順序として、或は分科を置き、事務の分掌をなし、其他の開會日を定める等、種々なる形式と取扱に屬しまする ことは、概ね先例に據りました、故に此詳細を諸君に御紹介することは省かうと存じます、但し開會の始めに於きまして、審査の方針として審査表決すべき標準に付きまして數條の申合決議を致しました此決議も當時の公報に揭げて置きましたが故に茲に逐一諸君に御紹介しまする事は御許を願ほうと存じます之を要するに重大の意味に於て憲法の保障ある請願權、其請願權に依りました請願の審査に付きましては、衆議院は努めて愼重なる審議を遂げまして權威ある結果を見たいと云ふことに努むべき規定を設けたのであります、故に每請願には必ず紹介議員の方々の詳細の說明を求めまして、每件數每に必ず政府當局の意見を徵して、請願委員の方々と、紹介議員の人々と政府當局等の間に於きまして質問應答を重ね、終には論難攻擊までに及ぼす程に委員の方々は勉强を續けられつゝあります、而して茲に得た所の當議會に於て院議に付すべしと致しましたものに限り、茲に特別に報告を致す次第であります、此報告は私共より極めて簡單に致したうあります、明瞭には致したうありますけれども、それは迚も私は及びませぬから、簡單に致したいと思ひます（「簡單に願ひます」と呼ふ者あり）就きましては此件名を申しますれば、其件名に付ての請願人の名前並に紹介議員の名前は、自ら私が申上げる筈でございますが、報告書にも記載を致して居りまするが爲に、件名を申したれば必ず私が其請願人と、並に紹介議員諸君の姓名を述べたる形に於て是丈は速記錄に揭載を致します、澤山あります、斯樣なことに願ひますそれから特別報告第一號、安倍川治水に關する請願外一件、特別報告第二號、大井川治水の請願外二件特別報告第三號、和賀川河身改修工事の請願、此三つは凡そ請願の性質を同うして居りまして、現在に於きましての河身改修の急要を認めて居る請願であります是は河身改修の第一期川には這入つては居りませぬけれども、是非調査の以上で何とか處分をしなければならぬと云ふ當局の說明もありましたが故に、審理の結果採擇すべきものと決しました、特別報告第四號、淀川再改修に關する請願、御承知の通り淀川は曾て河川改修の工事は致したのであります唯だ其設計に遺漏ありし爲めか、若くは抗拒すべからざる天災の爲かは知りませぬが、御承知の通り昨年の如き大被害を生じました、一日も忽せにすべからざるものであるが故に、早晚此再改修に手を著けねばならぬ、此意味に於きまして是は採擇に決しました、特別報告第五號、質屋取締法中改正の請願、是は是迄度々請願に現はれましたものでございまして（「簡單に願ひます」と呼ふ者あり）申さば（「前例があります」と呼ふ者あり）說明は要りませぬか――申さば度々出ましたもので、是で此改正は非常に必要なるものであると云ふ意味に於きまして是も採擇に決しました、特別報告第六號、國有林野を地方自治體に下付の請願、秋田縣の一部よりの希望でございまして、事實に對して必要と認めて是は採擇に決しました、特別報告第七號、帝國在鄕軍人會國庫補助の請願外七件、是は帝國在鄕軍人會へ國庫よりして若干の補助を求むると云ふ意味であります當局に於きましても何とか致したいと云ふ希望を持つて居りましたが故に、是も採擇する事に決定致しました、特別報告第八號、愛媛縣宇摩新居周桑三郡を第十一師團の管區に編入の請願、是は愛媛縣下の三郡が朝鮮に二師團を置きましたが爲に、海を隔てて岡山管內に這入つて居ります故に、之を丸龜の師團の管區に戾したいと云ふ請願、如何にも尤もと致して採擇を致しました、それよりは特別報告第九號佐香村に郵便局設置の請願、特別報告第十號、村山村三ッ木に郵便局設置の請願、特別報告第十一號、鈴田村に三等郵便局設置の請願、特別報告第十二號東南方村東鹿籠西鹿籠部落中に郵便局設置の請願、特別報告第十三號、上牧村に郵便局設置の請願、特別報告第十四號、頴娃村上別府に郵便局設置の請願特別報告第十五號、豐實村に郵便局設置の請願、特別報告第十六號金塚村に郵便局設置の請願、特別報告第十七號、花垣村白樫に郵便局設置の請願、特別報告第十八號、崎山村に郵便局設置の請願、特別報告第十九號、老川村に郵便局設置の請願、特別報告第二十號、樺島郵便局に集配事務開始の請願、是等は皆今日の事實に照らしまして通信事務の必要を感じた請願でありまして孰も採擇を致しました特別報告第廿一號鎭西實久兩村に電信架設の請願、特別報告第廿二號志木町郵便局に電信急設の請願、特別報告第廿三號、江住郵便局に電話事務開始の請願、是は之も地方に於きまして進步したる要求で電話電信の必要を感じた請願でございまして是は採擇に決定致しました、特別報告第廿四號、淸水町江尻町間特設電話通話料廢止の請願、現在の淸水町江尻町に在る特設電話の通信料を廢すると云ふ地方の希望を尤もと致しまして採擇に決しました、特別報告第廿五

號、元吉原區裁判所復舊の請願、特別報告第二十六號元八幡區裁判所復舊の請願、特別報告第二十七號、元八幡濱區裁判所復舊の請願、特別報告第二十八號元中之條區裁判所復舊の請願、特別報告第二十九號元龍ヶ崎區裁判所復舊の請願、特別報告第三十號、元佐野區裁判所復舊の請願、特別報告第三十一號、三國區裁判所……

「「簡單」と呼ふ者あり」

○議長(大岡育造君)　委員長、此四十には反對論もありますから、こゝで。

○板東勘五郎君　こゝで切りますか、それでは特別報告の第三十號の報告を致した迄で、報告を中止致しませうか。

○議長(大岡育造君)　四十まで……

「「結末までやるが宜い」「三十九まで」と呼ふ者あり」

○板東勘五郎君　然らば此元龍ヶ崎區裁判所復舊の請願、是まで御報告を致して置きましたが、次には特別報告第三十號、元佐野區裁判所復舊の請願、是は採擇に決しました。

特別報告第一號

意見書

請願文書表第八號

安倍川治水に關する請願　靜岡縣靜岡市長小森慶助呈出　(紹介議員鈴木富士彌君外三名)

同　第九號

同上　靜岡縣安倍郡有度村長野田才作外二十二名呈出(紹介議員鈴木富士彌君外三名)

右請願の要旨は安倍川は藁科川外三川の合流にして靜岡縣下四大川の一として重要河川に屬し其の上流は土砂の崩壞度なき山地を控へ治水甚た困難にして沿川人民の水害を被るもの尠からす殊に該川下流には靜岡市あり東海道鐵道ありて是等保護の必要緊切なるものあり依て前記安倍川及其の支流を第二期川以上に編入し根本的治水計畫の下に速に改修工事を施行せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二號

意見書

請願文書表第一〇號

大井川治水の請願　靜岡縣志太郡島田町長置鹽藤四郎外二十七名呈出(紹介議員鈴木富士彌君外三名)

同　第一一號

同上　靜岡縣榛原郡御前崎村長澤部忠吉外十五名呈出(紹介議員鈴木富士彌君外三名)

同　第二四〇號

同上　靜岡縣榛原郡金谷町長塚本良一郎外一名呈出(紹介議員小泉策太郎君)

右請願の要旨は大井川は靜岡縣下四大川の一に屬し一朝氾濫せむか其の害の及ふ所志太榛原二郡四十四箇町村の廣きに亘り實に慘憺として名狀すへからす是れ地方住民の常に憂慮措く能はさる所のものたり依て速に國費を以て根本的に大改修工事を實施せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三號

意見書

請願文書表第一三號

和賀川河身改修工事の請願　岩手縣和賀郡黑澤尻町大字町分百十三番戸商芳野喜八外五十九名呈出(紹介議員高橋嘉太郎君)

右請願の要旨は和賀川は岩手縣下有數の巨川にして沿岸水田千八百五十町歩の灌漑用水たりと然るに其の上流地帶は鑛山多く鑛毒を流出し其の水質を變し農作物を害する事尠少ならさるのみならす是等鑛山に於ては森林を伐採し以て雨水の保留力を減殺し砂礫泥土漸次流下して河床を高め洪水の原因を益助長す故に大雨あれは輙ち毒水氾濫し農作物を浸害し耕地を荒廢せしむること往往之あり而も上流に於ける鑛業發展すれは從て下流農村の被害區域益擴大するに至る之を以て曩國庫及縣費の補助を得て既往十年間其の復舊工事を施したりと雖是等部分的防止工事は能く其の目的を達し得へきに非す隨て修補すれは隨て破壞し被害の程度逐年增大するに至る是れ該地方町村民の忍ふ能はさる所とす依て前記和賀川を河川法に依る河川に編入し兩岸に大堤防を築き河床を浚ひ河身を矯め以て根本的改修工事を完成せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四號

意見書

請願文書表第二四七號

淀川再改修に關する請願　大阪府西成郡神津村大字木川百四十六番地平民農金光萬錄外千百四十四名呈出(紹介議員片木政治郎君外三名)

右請願の要旨は淀川は曩に治水工事を施したるも昨年九月の出水に際し堤防所所に決潰し殊に大阪府三島、西成、北河内三郡の如き甚大なる慘害を蒙れるは當初の設計に遺漏ありしに依る而も兩岸には大阪市を始めとし十數萬の人家幾百萬町歩の田畑ありて沿岸住民の憂慮一方ならす依て速に國費を以て淀川再改修工事を施行せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第五號

意見書

請願文書表第五號

質屋取締法中改正の請願　大阪府大阪市北區上福島一丁目四百五十九番地平民大阪質屋組合總頭取丸井榮次郎外十二名呈出(紹介議員金澤仁作君外二名)

右請願の要旨は質屋業は專ら中流以下の社會に適切なる金融機關たるも質屋取締法は明治二十八年の制定に係るを以て時勢の變遷に應せす斯業の發展を阻害するのみならす當業者の苦痛亦大なるものあり依て質屋業の圓滿なる發達を圖る爲取締法を改めて單に營業法となすか又は少くとも近時の不正質置主の增加を防き及警察官署の該業に對する取締を緩和し且本法中(一)第三條中「確認シタル後」を「認メタル後」と爲し(二)第五條第二項に「但シ質置主ニ於テ之ヲ必要トセサルトキハ交付セサルコトヲ得」との趣旨を追加し(三)第十一條中「經過ノ後何時タリトモ其ノ質物ヲ處分スルコトヲ得」を「經過ノ時ヲ以テ所有權ヲ取得ス」と爲し(四)第十六條を「善意無過失ニテ盜品又ハ遺失物ヲ質物ニ取リタルトキハ被害者ノ請求ニ依リ質屋ハ貸金ノ半額辨償ヲ受ケ其ノ物件ヲ返還ス若シ被害者知レサルトキハ不正品タルコトノ發見セラレタルトキヨリ六箇月間保管シタル後其ノ所有權ヲ取得ス但シ刑法第二百四十四條ノ犯罪物件ニ付テハ此ノ限ニ在ラス」と改め(五)質屋業者の團體を強制組合と爲すの規定を設けられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第六號

意見書

請願文書表第二七九號

國有林野を地方自治體に下附の請願　秋田縣仙北郡生保内村字潟三十二番地平民農三浦政吉外十四名呈出(紹介議員齋藤宇一郎君外一名)

右請願の要旨は地方自治體は其の經濟頗る困難にして基本財產造成の餘地なく其の安固發達を計る上に於て遺憾尠からす依て國有土地山林原野の中舊藩制當時町村人民に於て使用收益を爲したる事實あるものは之を該地方自治體に下附せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第七號

意見書

請願文書表第二四五號

帝國在鄉軍人會國庫補助の請願　東京府東京市下谷區下車坂町四番地商新居與作外三百七十四名呈出(紹介議員關直彥君)

同　第二六二號

同上　埼玉縣北埼玉郡水深村大字油井ヶ島六十一番地平民農上雄之助外百二十六名呈出(紹介議員指田義雄君)

同　第二六八號

同上　東京府北豐島郡板橋町大字瀧野川二千四百六十四番地平民無業田村友三郎外百四十三名呈出(紹介議員前田米藏君)

同　第二七二號
同上　東京府南足立郡千住町中組百八十二番地平民商荒井長三郎外三十一名呈出（紹介議員高木正年君）
同　第二九三號
同上　東京府北豐島郡南千住町八百四十二番地公吏岡崎直大外三十九名呈出（紹介議員漆昌俊君）
同　第四二二號
同上　香川縣高松市古馬場町三十六番地士族高松市會議長前田道弘外八十七名呈出（紹介議員井戸文四郎君）
同　第四六〇號
同上　東京府東京市本所區相生町二丁目五番地平民商上松善次郎外五十五名呈出（紹介議員關直彥君）
同　第四六五號
同上　東京府東京市麻布區飯倉町五丁目五十番地平民商山口健治郎外四十七名呈出（紹介議員高橋光威君）

右請願の要旨は帝國在郷軍人會は軍人精神の鍛練と軍事知識の增進を其の設立の目的とし同會の健全なる發達は國運の隆昌を結果する所以なるに其の經費の大部分は會員たる在郷軍人の醵出する所に係り爲に遂に其の維持に支障を生する分會あるは遺憾に堪へす且斯の如く經費を會員の負擔に歸せしむるは兵役義務の上に更に物質上の義務を加重するものにして在郷軍人を遇する所以の途に非さるへし依て同會に對し事業實施基本金として相當の金額を國庫より補助せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第八號

意見書

請願文書表第四三一號

愛媛縣宇摩、新居、周桑三郡を第十一師團の管區に編入の請願　愛媛縣宇摩郡妻鳥村イ百八十三番戶農鈴木道之助外六名呈出（紹介議員河上哲太君）

右請願の要旨は愛媛縣宇摩、新居、周桑の三郡は第十七師團の管區なるも該師團の所在地とは距離遠きのみならす海を隔てたるを以て交通上に於ても不便なり故に平時は勿論一朝有事に際しては動員上の支障尠からす依て前記三郡を元管轄師團たりし第十一師團の管下に編入せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第九號

意見書

請願文書表第四號

佐香村に郵便局設置の請願　島根縣簸川郡佐香村大字三浦三百九十二番地平民商山岡榮一郎外二十八名呈出（紹介議員恒松隆慶君）

右請願の要旨は島根縣簸川郡佐香村は戶數五百七十人口二千六百餘を有し漁業盛にして其一箇年の漁獲高九萬餘圓に達し之に伴ふ水產商業家亦尠からす加ふるに漁業上該村民の他府縣に出稼するもの年々數百人を算し從て普通郵便は勿論爲替貯金事務亦頗る繁多なるに拘らす所轄平田郵便局に至るには二里半の距離あり而も道路險惡にして住民の被る不利不便尠少ならす又隣接八束郡伊野村は戶數三百六十八人口千七百餘を有するも其の距離一里餘なるを以て佐香村所在郵便局の管區たるを便とす依て速に前記二箇村を管轄する郵便局を佐香村大字小伊津に設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十號

意見書

請願文書表第一六號

村山村三ッ木に郵便局設置の請願　東京府北多摩郡村山村三ッ木六百三十番地平民商比留間安右衞門呈出（紹介議員高木正年君）

右請願の要旨は東京府北多摩郡村山村は人口二千有餘にして附近村落亦孰れも人口二千以上を有し幾多の重要物產を生するに拘らす通信機關を缺き農工業の發展を阻害すること甚しく關係村民の不便不利尠からす依て前記村山村三ッ木に郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十一號

意見書

請願文書表第二一三號

鈴田村に三等郵便局設置の請願　長崎縣東彼杵郡鈴田村百三十九番戶士族農橋口友作呈出（紹介議員本田恒之君）

右請願の要旨は長崎縣東彼杵郡鈴田、三浦二村は人口三千五百を有し農商業の發達著しく郵便事務も繁劇にして書信の發受二萬五千を算し爲替貯金亦之に準す然るに所轄大村郵便局に至るには其の距離一里半乃至三里を有し村民の不利不便尠少ならす依て前記鈴田村に三等郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十二號

意見書

請願文書表第二四一號

東南方村東鹿籠、西鹿籠部落中に郵便局設置の請願　鹿兒島縣川邊郡東南方村長今給黎誠吾呈出（紹介議員志々目藤彥君）

右請願の要旨は鹿兒島縣川邊郡東南方村は、枕崎金山の二郵便局を有するも同村は縣下第三位の大村にして人口貳萬貳千貳百有餘戶數五千五十戶を有し縣道に當り農、商、鑛業殷盛にして郵便事務亦繁多なり而して大字東鹿籠及西鹿籠部落より郵便局迄は距離各一里乃至二里餘ありて住民の被る不利不便尠からす依て前記部落中に郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十三號

意見書

請願文書表第二五一號

上牧村に郵便局設置の請願　岐阜縣武儀郡上牧村平民郡會議員參事會員北村太兵衞外二名呈出（紹介議員西田銳吉君）

右請願の要旨は岐阜縣武儀郡上牧村は岐阜市美濃町越前面谷方面に通する三叉路に當り同郡內北部の物貨集散地にして郵便事務多きに拘らす通信機關不備の爲住民は甚しく不利不便を感しつゝあり依て速に前記上牧村に郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十四號

意見書

請願文書表第二五三號

頴娃村上別府に郵便局設置の請願　鹿兒島縣揖宿郡頴娃村上別府三百九十八番戶平民農實代三之助外六名呈出（紹介議員志々目藤彥君）

右請願の要旨は鹿兒島縣揖宿郡頴娃村上別府及其の附近の部落は戶數八百を有し靑戶、新牧兩小學校國有種馬種付所等ありて郵便事務繁多なるも所轄郵便局に至るには一里半餘あるのみならす交通亦甚た不便なるか爲部落民の不利困難言ふへからす依て速に前記頴娃村上別府靑戶に郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十五號

意見書

請願文書表第二五八號

豐實村に郵便局設置の請願　新潟縣東蒲原郡豐實村大字豐田五十七番戶平民醫師伊藤虎一郎外三名呈出（紹介議員高橋光威君）

右請願の要旨は新潟縣東蒲原郡豐實村は近時鐵道の開通と共に產業の發展著しく從て郵便事務亦繁多なるに同村は小川村鳥井所在鳥井局の所轄なるか爲隣村との通信にも尙二日乃至三日を要し殊に出水降雪に際しては鳥井との交通杜絕すること屢にして村民の不利不便大なり依て前記豐實村豐實停車場附近に郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへ

きものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十六號

意見書

請願文書表第二五九號

金塚村に郵便局設置の請願　新潟縣北蒲原郡金塚村大字金塚平民農白勢爵三郎外百七十六名呈出（紹介議員高橋光威君）

右請願の要旨は新潟縣北蒲原郡金塚村は縣道、奥州線、米澤線貫通し越羽間の交通頻繁となり剩へ村上線の停車場を其の中央に設けたる爲其の狀態頓に一變し商賈の出入貨物の集散著しく增加せり然るに未た通信機關の設備を缺くは遺憾とする所なり依て速に前記金塚村に郵便局を設置し電信電話及爲替貯金事務をも併せ取扱はしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十七號

意見書

請願文書表第二六三號

花垣村白樫に郵便局設置の請願　三重縣名賀郡花垣村大字白樫二千七百七番地平民醫師井野長之介呈出（紹介議員堀川美哉君）

右請願の要旨は三重縣名賀郡花垣村白樫は京都府及奈良縣の一部より三重縣に通する縣郡道の交叉點に位し貨物集散の要地なるも之に隣接する同村大字治田、添上郡月瀨村及阿山郡花之木村法花等と共に所轄郵便局に到るには各二里乃至三里を距て交通亦甚た不便なり而も花垣村は人口稠密にして近時產業の發展著しく月瀨村は梅溪を以て聞え商業交通亦盛にして郵便事務甚た繁劇なるに前記の如き不便ある爲多くは所轄局に依らす却て上野局に依る狀態にして住民の不利言ふへからす依て花垣村白樫に郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十八號

意見書

請願文書表第二八六號

崎山村に郵便局設置の請願　長崎縣南松浦郡崎山村長手鄉千百二十二番地平民公吏野崎利平外十三名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

右請願の要旨は長崎縣南松浦郡崎山村は福江島の東端に位する農漁村にして人口四千六百餘を有し他地方への輸出入年額十三萬圓に達するの盛况に在り從て郵便事務亦繁多なるに所轄福江局への距離は之を村の中央よりするも尙二里を存し住民の不便尠からす依て前記崎山村に郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十九號

意見書

請願文書表第二九六號

老川村に郵便局設置の請願　千葉縣夷隅郡老川村筒森六百八十番地平民農永島勘左衞門外三十二名呈出（紹介議員鈴木久次郎君）

右請願の要旨は千葉縣夷隅郡老川村は三郡に境せる要地に當り廣大なる面積を有し近時交通頻繁を加へ物資の激增に從ひ郵便事務繁多なり然るに該村は大久保郵便局の所轄に屬する爲隣接郡との通信に三四日を要するの狀態にして諸般の取引上村民の被る不利不便尠からす依て前記老川村に郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十號

意見書

請願文書表第二一二號

樺島郵便局に集配事務開始の請願　長崎縣南松浦郡樺島村長吉田喜一郎呈出（紹介議員則元由庸君外一名）

右請願の要旨は長崎縣南松浦郡樺島村は福江島の東北八浬にして人口二千を有し海產物に富む漁期に際しては他地方より漁船漁業者の出入夥しく從て郵便事務亦繁多にして且之か敏速を望むこと切なるも該村所在五十樺島局は無集配局なるを以て郵便物の集配は西方五海里の奈留島局を迂回經由せさるへからす而も奈留島局は和船便に依るを以て之を五島各沿岸航行汽船便に依るに比し少くとも六七時間以上の遲延を免れす殊に風波の際渡航不能の場合尠からすして本村下五島間の如きは郵便に依らす汽船便を利用し直接通信を交換し居るか如き現狀なり通信機關不備の爲產業發展上に及ほす影響少からす之を樺島局より汽船便に依り直に集配事務を處理し得は其の利便多大なるものあり依て速に前記樺島郵便局に集配事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十一號

意見書

請願文書表第二一四號

鎭西實久兩村へ電信架設の請願　鹿兒島縣大島郡鎭西村長加勇四郎外一名呈出（紹介議員林篤良君）

右請願の要旨は鹿兒島縣大島郡鎭西、實久兩村は面積七方里人口一萬五千の大村にして近時農業漁業等の發達著しく其の產出年額九十萬圓餘に達するの盛况なるも其の位置薩南の孤島にして交通の便を缺き且村內に電信の設備なき爲諸般の取引上不利不便甚し依て速に大島本島中の古仁屋若は久慈より前記兩村內郵便局所在地たる押角及瀨武に至る電信を架設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十二號

意見書

請願文書表第二一九號

志木町郵便局に電信急設の請願　埼玉縣北足立郡志木町長西山鐵五郎外四名呈出（紹介議員秦豐助君外一名）

右請願の要旨は埼玉縣北足立郡志木町は縣廳を距る二里強四通八達の要地にして商業夙に隆盛を極め附近亦農工業の發達著しく同町近時の盛况は大正五年度の統計に見るに東上鐵道志木驛の乘客數三萬七千餘を算し鐵道及舟揖の便に依り貨物の集散するもの夥しく且商業取引等に要する電信電話の發受五千通に垂むとするも之れ皆距離遠き大和田局又は浦和局に依らさるへからすして住民の被る不利不便少ならす依て同町所在志木町郵便局に電信を急設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十三號

意見書

請願文書表第四五四號

江住郵便局に電話事務開始の請願　和歌山縣西牟婁郡江住村長城起吾老外十九名呈出（紹介議員中村啓次郎君）

右請願の要旨は和歌山縣西牟婁郡江住村は郡の南部の樞要地點にして區裁判所出張所、定期家畜市場等あり產業亦盛にして通信事務益激增するに拘らす所轄江住郵便局に電話の設備なきは諸般の取引上關係地方民の遺憾とする所なり而して該村より右設備費の中金一千圓を寄附すへきを以て前記江住郵便局に電話事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十四號

意見書

請願文書表第四五七號

清水町江尻町間の特設電話通話料廢止の請願　靜岡縣安倍郡清水町長土谷松太郎外四名呈出（紹介議員清崟太郎君）

右請願の要旨は靜岡縣安倍郡清水町及庵原郡江尻町は互に密接の關係を有し道路聯絡し區域相錯綜し早晚兩町合して一市街たらむとする狀況にして特に清水港輓近の發展は商業及人事に關し通信機關の使用を頻繁ならしむるに拘らす去る明治四十二年開通せられたる兩所特設電話は通信料を徵收する爲兩町は勿論入江町不二見村の一部及庵原郡辻村人民も均しく不利不便を感する所なるを以て兩町間の前記特設電話通話料を廢止せられたしと

謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十五號

意見書

請願文書表第一號

元吉原區裁判所復舊の請願　静岡縣富士郡吉原町島田村組合町村長川島福太郎外二十名呈出（紹介議員滑崟太郎君）

右請願の要旨は静岡縣下元吉原區裁判所は明治三十一年十二月廢止せられたるも舊管轄區たる富士郡は近時其の發達著しく司法事務從て繁劇を加ふるに拘らす所轄沼津區裁判所に至るには行程二日を要し住民の被る不利不便尠少ならす而して政府は曩に廢止せる區裁判所の復舊を計畫せられたるに拘らす前記吉原區裁判所の其の選に洩れたるは遺憾なりとす依て速に該區裁判所を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十六號

意見書

請願文書表第二五二號

元八幡區裁判所復舊の請願　岐阜縣郡上郡八幡町長仲上忠平外十六名呈出（紹介議員西田鋭吉君外一名）

右請願の要旨は岐阜縣下元八幡區裁判所は大正二年廢止せられたるも舊管轄地たる郡上郡より所轄岐阜區裁判所所在地に至るには最近距離と雖尚十數里あり加ふるに交通至難なる爲郡民の不便困難名狀すへからす故に曩に屢其の復舊を請願し採擇を得たるも未た實施を見さるは遺憾とする所なり依て速に元八幡區裁判所を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十七號

意見書

請願文書表第二六七號

元八幡濱區裁判所復舊の請願　愛媛縣西宇和郡八幡濱町長菊池清治外二十一名呈出（紹介議員古谷久綱君外一名）

右請願の要旨は曩に愛媛縣下元八幡濱區裁判所廢止の結果西宇和郡は大洲區裁判所の管轄に移されたるも同區裁判所所在地とは距離遠く三崎半島の如きは十八里餘を隔て且郡境夜晝峠の險ありて交通の困難甚しく而も近時産業の發展に伴ひ訴訟事件益増加し來り郡民の不利不便大なりとす依て前記元八幡濱區裁判所を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十八號

意見書

請願文書表第二七四號

元中之條區裁判所復舊の請願　群馬縣吾妻郡中之條町長柳田阿三郎外十三名呈出（紹介議員武藤金吉君）

右請願の要旨は曩に群馬縣下元中之條區裁判所廢止せられたる結果舊管轄地たりし吾妻郡は高崎區裁判所の所轄となりたるも同郡は山嶽を繞らし交通の困難甚しく而も近時産業の發展に伴ひ裁判事件劇增し郡民の不利不便尠少ならす依て元中之條區裁判所を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十九號

意見書

請願文書表第二七六號

元龍ヶ崎區裁判所復舊の請願　茨城縣稻敷郡龍ヶ崎町長中島喜三郎外七十九名呈出（紹介議員川村惇君）

右請願の要旨は茨城縣下元龍ヶ崎區裁判所は大正二年廢止せられたる結果舊管轄區たる稻敷北相馬二郡は距離遠く交通不便なる土浦區裁判所の所轄となりたる爲住民に不便尠からす而して政府は昨大正六年曩に廢止したる區裁判所中其の大半を復舊したるに拘らす獨元龍ヶ崎區裁判所の其の選に洩れたるは遺憾とする所なり殊に稻敷郡の內本新島、十余島、浮島の三箇村は新に廳生區裁判所の管轄に移され一層の不利困難を感するに至れり依て速に前記元龍ヶ崎區裁判所を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十號

意見書

請願文書表第二七八號

元佐野區裁判所復舊の請願　栃木郡安蘇郡佐野町長大川才次郎外十四名呈出（紹介議員大津淳一郎君外一名）

右請願の要旨は栃木縣下元佐野區裁判所は大正二年四月廢止せられたる爲舊管轄區たる足利安蘇兩郡の人民は所轄栃木區裁判所に至るに十數里を往復せさるへからすして其の不利不便甚し殊に縣下第一の機業地なるを以て商取引盛にして訴訟事件頻出せり依て速に元佐野區裁判所を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議法院第六十五條に依り別冊及御送付候也

○議長（大岡育造君）　此項には反對の通告がありますから、此所で討論をして、更に此次の報告を受ける事に致します――武藤金吉君。

〔武藤金吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○武藤金吉君　唯今請願委員長の御報告になりました元佐野區裁判所復舊に關する請願に付きましては私は反對の意見を持つて居ります、其理由を簡明に述べて諸君の御賛成を得たいと思ふのであります、此請願は安蘇郡佐野町外各町村長の請願に係るものでありまして、其紹介議員は大津淳一郎君であります、其請願の要旨を拜讀を致しまして、又紹介議員の說明を承りましたが、遺憾ながら此請願の要旨に付きましても、缺如たる者があるのみならず紹介議員の說明に至りましても、恐らく此大津君は安蘇郡此地方を御存じないのではないかと思ふのであります現に此安蘇郡を佐野郡と明かに說明をなされて居ります、勿論昨年迄は此佐野區裁判所の復活に付きましては、安蘇足利兩郡が一致をして請願を致しましたが、本年は此佐野の方の安蘇郡と又足利の方に新設したいと云ふ請願と分れて出て居るのであります是に於て私は佐野町を復活すると云ふことは、宜しく考慮をして調査をする必要ありと信ずるものであります、殊に此請願の要旨に認めてある文章の中には、事實に副はない點があります、安蘇郡の飛駒村氷室村及び足利郡の菱村の如き、栃木區裁判所まで行くには十數里も距つて居つて、さうして二三日も掛らなければ往復が出來ぬと云ふことは明かに認めてありますが、左樣な事實はありませぬ今日では佐野と云ひ足利と云ひ交通の便に於きましては、又他の地方より比較的整うて居る、是が佐野に置くに致しましても、縱し栃木に參りましても、一日で裁判所へ往復の出來ないと云ふやうな所ではございませぬ、然るに斯の如き事實を認めて、此請願を差出すと云ふことは、此請願の上に於きましても事實に副はない、加之佐野町足利町、即ち安蘇足利兩郡が合併した時は、或は佐野町に置いて宜かつたかも知れぬが、足利の方が分離して足利に置くと云ふことになりました時には、此審査は餘程此變方を視る必要がありはしないかと思ふ、而して今私が手許に調べました所に依りますと、足利郡と安蘇郡の比較は其郡に於きまして、足利郡は戸數は一萬五千八百八十戸あります、安蘇郡の方は一萬三千七百八十八戸あります、又人口も之に伴ひまして足利郡は十萬あります、安蘇郡は九萬一千であります、又直接國稅の納稅は足利郡は二十萬を越して居ります、二十萬一千圓を越して居る、安蘇郡は十六萬六千圓であります、更に間接國稅の方は織物の生產地でありますから此總額を見ますと、足利の方は六十五萬七千圓であります、安蘇郡は僅かに其半分三十六萬二千圓であります、而して足利町と佐野を比較して見ると、足利町の戸數は現在に於いて五千五百五十八戸あります、人口は三萬四千五百四十八人、佐野町は戸數に於て二千六百五十六戸、人口は一萬五千六百五十八人、足利の町は市制を布きますれば、優に今日は力ある所の市になるのであります、而して足利郡と安蘇郡とを比較しますれば、自ら私が唯今申上げた數字に依て、御判斷を翼ふことが明かであります殊に此近來は交通機關の發達は栃木縣の上都賀郡の足尾町に足尾鐵道が通じ此足尾町の戸數の如きは七千五百十四戸、人口の如きは三萬五千餘でありますが足尾町は町でありますけれども、其內容實際に於き

まして市同樣であります、斯の如く此佐野と足利とを比較致しまして、栃木縣の一部を觀察致しまするど、現に栃木町に區裁判所があるのでありますから三里を距つた佐野に持つて來て足利も無い、足尾も無いと云ふことは、餘程是は交通機關の關係から、人口及び生産業の有樣から査察致しますると、此佐野町の裁判所の復活と云ふ事は餘程考慮する必要があると私は思ふ、隨て佐野町と足利町の此生産の狀態などを調べて見ますれば唯今私は直接國税間接國税を申上げて分つて居りますが足利町に於きましては、昨大正六年度の織物の産額は七百八十二萬四百七十點、其金額は千七百四十三萬二千十三圓六十八錢に上つて居ります、佐野町の方ではどれ丈に上つて居るかと云ふと、佐野町の方では同年度に於きまして二百二十三萬七十點、其金額は七百十五萬であります、半分に達しないのであります、斯程に懸隔は明かでございまして、之を北の方の足尾鐵道から足利に參りますれば、能く之を調べて參りますれば勢ひ區裁判所を足利町に設置することが、是は當然なことになるのでないかと思ひます、而して唯今佐野町は復舊だからと申しますが、此佐野區裁判所の出來た當時の有樣は、今日の佐野足利足尾の狀態と全然總てが一變されて居ります、此佐野區裁判所の出來ましたのは、明治二十二年の十一月に置かれたのでありまして、大正二年四月に廢止になつたのであります、明治二十二年の頃は佐野も足利も大した事はなかつたが、今日は實に足利と佐野は町と市との相違があるのみならず、産物に於ても、總ての取引銀行の機關等の點に於きましても、非常なる差がある、加之足尾に連絡して足尾の町に於きまして、足利に裁判所を置いて欲しいと云ふ請願が出て居ります、請願委員會に於ても一方足利から出ました所の請願に對しましては、相當と認めて政府に參考として送付になつて居るのであります、此佐野の方は復活と云ふ點に於きまして、重きを置いて採擇に決して本議會に廻つたのでありませうが、其佐野から出た請願書の趣意を見ると、足利の生産か――足利のものを總て押列べて書いてある、是れは實際今日の實狀から參りまして、同じく復活すると云ふのは何處迄も、復活致しますと云ふ意味でないのであります、政府に於きましても復活に付ては、特別委員會又は請願委員會に於ては新しく出來る所は、餘程考慮して之をせなければならぬ、又それのみならず政府の言明に依て産業の變化のこと、交通機關の發達のこと、人口增減のこと、是等を斟酌して、新しく置くよりは必ずしも古くあつたから、之を復活すると云ふことはせないと云ふ意味のことを政府委員は言明せられたさうであります若し此言明を此事實に篏めると云ふならば、佐野と足利との比較の如きは餘程考慮する材料と又申分があらうと思ふのであります、故に私は元と此佐野に區裁判所があつたが之を復活すると云ふ事は、此意味に於いて反對をする否決せられてさうして此の安蘇郡足利郡の調査、及足尾町の關係等を能く御調になつた上で、此地方に一の區裁判所を設けると云ふ事は、極めて穩當な方法であつて、必ずしも佐野に置くと云ふことは何等の意味を持つ譯ではございませぬ、地方の發展地方の實狀から見まして、公平なる正大なる見地から私は反對を致しまして、更に調査を致しまして新設をすることに付きましては、是等の適當な所に裁判所を置くと云ふ事が最も至當なりと信じまして、折角の請願でありますけれども、本案に反對する所以であります。

○高田耘平君　議長。

○議長(大岡育造君)　高田耘平君。

〔高田耘平君登壇〕

〔拍手起る〕

○高田耘平君　私は本案に付て委員長の報告に贊成致します、詰り武藤君の御說に反對致します、今簡單に其理由を申上げやうと思ひますけれども、第一此佐野區裁判所復舊と云ふ事は、同區裁判所が廢止されて以來、年々本議會に向つて請願書を提出し、本議會は年々之を採擇した問題でございます、而して又去三十九議會の當時に於きましても、請願を容れまして本院は全會一致を以て採擇をして居りますそれで今回唯今武藤君のやうなる御說の出ますのも一應御尤であるやうにも思はれます、何故と云ふに詰り最初と請願人が變つた、前議會までは安蘇足利兩郡一致であつたが、今回は安蘇郡と足利郡と各別に請願書を出したと云ふ事が變つた單なる一の問題でございます、其他に於ては何等の變りがない、唯請願人が二人になつたと云ふ丈である、抑々先程の武藤君の御話に依れば、大津君が紹介人となつて、さうして佐野郡と云つた事が、如何にも紹介者に誠意が無いかの如き事でございましたが、實はあの問題は私と大津君が紹介人でございます、私は病の爲に已むを得ず大津君に請願委員會の節に辯明を乞ひましたが他縣人であるが故に、佐野郡と安蘇郡との間違位はありましたか知りませぬが、其問題は此問題の輕重に何等關係がないだらうと思ふのであります、それで私が申上げて切に諸君の御同情を乞ひたいと思ふ事は、成程先程武藤君が詳細申されました通り、安蘇郡と云ふものと足利郡と云ふものを嚴に分てば、人口に於て一萬戸數に於て一千の所でございます、確か其通りでございます、私も調べて居るそこで足利町と佐野町とを比べますと、大分差がございます、是は誰が見てもあるのでございます、唯々其位置に付て御判斷を願ひたい、成程單に地形に於てのみ判斷すれば足利が中心やら、或は佐野が中心やらそれは分りませぬ、本當の中心點は川の中でせう、安蘇と足利の山の中が地形上の中心點だらうと思ひます、併ながら交通上の關係より、即ち鐵道及道路の關係より、此兩郡を一體として、孰れが最も便利の好き場所であるかと云ふ事を調べる必要があると思ふ、今私の調べました所では、安蘇郡の郡役所の所在地、即ち佐野、佐野町より同郡の最も遠き飛駒及野上村に達する迄は遠きは六里半ございます、又例へば足利郡に於て足利を中心として、菱村其他に至ります所が僅かに三四里の距離である、それで足利と佐野との間の距離は如何と顧みれば、僅かに三里である、汽車哩は知りませぬが、兎に角三里と稱して居る、鐵道の便が頻々に在る時間何程を要するかと言へば僅に十九分間、十九分間で佐野足利の間を往來出來ると斯う云ふ關係になつて居る、詰り佐野足利を一端として、其最も各方面に便利の好き所は何れであるかと云へば佐野であると云ふ事になる、所謂佐野より最も遠き飛駒及野上までは六里半ある、佐野より足利の最も遠き所は幾らあるかと云へば是も六里位あります、若し之を足利に持つて行けば、飛駒及野上の間は殆ど九里になる、足利の町の最も遠い所は三里位になると斯う云ふ風になる、詰り安蘇足利を一端として孰れが中心點であり孰れが便利が好いかと云ふことになれば、確かに――成程單に地勢上山の中を中心點とすれば別であるが、兩方の佐野足利を通つて、孰れが交通上の中心點であるかと言へば、確に佐野が中心點であると云ふことは、其の土地の實狀を知る者の否定出來ぬ問題であります(「のう〳〵」「足尾はどうだ」と呼ふ者あり)更に又足尾と云ふ事を御出しになるなら、それも申しませう、成程足尾は便利は足利に於いて幾分近い、僅に十九分である、三里の間足利と佐野との間は十九分で來られる、詰り足利に於けるとも、佐野に於けるとも足尾の人とは僅に十九分でそれに相當する汽車賃を費す丈で何等不便もないのである、而して從來の歷史如何と顧みれば、佐野區裁判所が創立されまして、其の後建築される時に於きましても、相當其地方に於きましては、建築費に向つては寄附等も爲してございます、尙又足利郡の現狀に付きまして如何と顧みれば、足利に於きましても吾々が請願者の人に個人々々に話を聞いて見ると云ふと、此問題に付て熱望して居る者は、唯々足利の町に於ける一部の人である云ふ事でございます(「のう〳〵」と呼ふ者あり)私は以上の理由を以て詰り中心點は確に佐野町である、及從來の歷史上より見まして、此裁判所の建築に向つては、佐野の人民は多大の寄附等も從來爲してある、其間が僅かに三里である、時間を費すこと僅に十九分である、斯う云ふ關係になりました以上には、而して本院に於て佐野區裁判所廢止以來年々採擇致しまして、去る三十九議會に於きましても採擇になり、尙ほ今回の委員會に於きましても委員諸君の全數一致を以て採擇して居るものでございますからして　本院の院議を重んずるの上より、殊に又今回の委員と爲れる所の委員長及委員たりし人々は、政友會の人たると何會の人たるとを問はず、無論此席に於て吾々の意見、即ち委員長の意見に御同意相成るべき筈と思ふのでございます、以上の理由を以て私は委員長の報告に贊成致します、即ち此佐野區裁判所復舊の請願書は、採擇すべきものがあると云ふ意見でございます、どうぞ院議を重んずる事を主と爲され、尙ほ愼重審議――殊更に愼重審議を辭明せられた所の板東委員長は愼重審議を以て委員會に於て採擇と決したる所の此佐野區裁判所の復活に向つては、公平正大なる考を以て御贊成あらむことを希望致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　日程第十一乃至第三十九、即ち特別報告第一號乃至第二十九號の請願は、全部一括して委員長報告の通り之を可決採擇し、日程第四十即ち特

別報告第三十號、元佐野區裁判所復舊の請願は、委員長の報告に反對して、之を否決せられん事を希望致します。

〔「のう〳〵」と呼ふ者あり拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　先づ日程の第十一より第三十九、即ち特別報告の第一號より第二十九號迄は、別に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長報告の通り可決したる事を宣告するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議はないと認めます、即ち委員長報告の通り可決致しました、日程の第四十即ち特別報告第三十號、元佐野區裁判所復舊の請願に對しては、唯今討論終結になりました、之を採擇に賛成の諸君の起立を求めます。

起立者　少數

〔「請願委員長はどうした」「委員長は反對だ」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　少數であります（「横暴」と呼ふ者あり）不採擇に決しました。

〔板東勘五郎君「私に何か質問でもありまするなれば御答致します」と呼ふ〕

○議長（大岡育造君）　板東勘五郎君――委員長――後の報告を求めます。

〔板東勘五郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○板東勘五郎君　諸君、是より殘りの御報告を致します、日程第四十一から第六十五までを一括して御報告致します、理由は此報告書にございますから何れも是は採擇すべきものと決定致しました。

〔「賛成々々」と呼ふ者あり、拍手起る〕

○岩崎勳君　日程第四十一乃至第六十五、即ち特別報告第三十一號乃至第五十七號は全部一括して委員長の報告の通り可決採擇せられんことを希望致します。

〔「賛成々々」と呼ふ者あり〕

特別報告第三十一號

意見書

請願文書表第二九二號

元三國區裁判所復舊の請願　福井縣坂井郡三國町長岡崎悌二郎呈出（紹介議員柳原九兵衛君外一名）

右請願の要旨は福井縣下元三國區裁判所は明治三十五年中廢止せられたるも管轄地たる坂井郡は縣下第一の大郡なるのみならす該區裁判所所在地たりし三國港は物貨の集散繁く商取引盛なるに從て訴訟事件亦多く且敏速に處理するを要するものあり然るに區裁判所を有せさるは住民の不利不便甚大とす依て速に元三國區裁判所を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十二號

意見書

請願文書表第四一九號

元武生區裁判所復舊の請願　福井縣南條郡武生町長三田村甚三郎呈出（紹介議員今村七平君外二名）

右請願の要旨は福井縣元武生區裁判所は大正二年廢止せられたるも舊管轄地たりし南條、今立、丹生の三郡より所轄福井區裁判所に至るには少くも五里餘を有す而も其の訴訟件數は現存敦賀小濱大野三國の各區裁判所中其の二を合したるものより多く地方人民の被る不利不便大なり依て速に元武生區裁判所を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十三號

意見書

請願文書表第四三三號

元野邊地區裁判所復舊の請願　青森縣上北郡野邊地町大字野邊地百四十一番戸一號士族公吏篠田龍夫外二十六名呈出（紹介議員鳴海文四郎君外二名）

右請願の要旨は曩に青森縣下元野邊地區裁判所廢止せられたる結果舊管轄地たる一部上北郡及下北郡民の不便尠からす而して之を五所川原鰺ケ澤兩區裁判所管轄地に比するときは人口面積共に優に之を凌駕せるのみならす其の取扱件數の如きは千五百件に垂むとし加ふるに大湊鐵道開通の曉は交通頻繁を加へ產業の發展を促すと同時に訴訟事件益增加すへき趨勢に在り依て元野邊地區裁判所を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十四號

意見書

請願文書表第一七號

司法代書人法制定の請願　東京府東京市本所區龜澤町二丁目三番地士族辯護士法學博士磯部四郎外二百五十九名呈出（紹介議員鳩山一郎君外十四名）

同　第一八號

同上　東京府東京市神田區淡路町二丁目七番地士族辯護士法學博士江木衷外二百六十一名呈出（紹介議員黑須龍太郎君外十四名）

同　第一九號

同上　東京府東京市芝區琴平町二番地平民東京區裁判所認可代書人上田耕外二十六名呈出（紹介議員高木益太郎君外十四名）

同　第二〇號

同上　栃木縣宇都宮市新石町十四番地平民辯護士松沼第三外二十名呈出（紹介議員松田源治君）

同　第二一號

同上　長野縣下伊那郡飯田町六百三十番地平民辯護士福住潤治郎外四名呈出（紹介議員佐々木文一君）

同　第二二號

同上　東京府東京市麻布區笄町百七十四番地士族新聞記者黑岩周六呈出（紹介議員鈴木富士彌君）

同　第二三號

同上　東京府東京市麴町區內幸町一丁目五番地士族新聞記者段隆介外三名呈出（紹介議員齋藤隆夫君）

同　第二四號

同上　東京府東京市麻布區笄町百四十二番地士族會社重役竹內綱外四十五名呈出（紹介議員漆昌巖君）

同　第二五號

同上　東京府東京市赤坂區青山高樹町八番地士族會社重役立川勇次郎呈出（紹介議員井島茂作君）

同　第二六號

同上　東京府東京市芝區南佐久間町二丁目十八番地平民會社重役榊原辨吾外三十六名呈出（紹介議員近藤達兒君）

同　第二七號

同上　東京府東京市牛込區市谷田町二丁目二十二番地平民會社員小出好次郎外二十八名呈出（紹介議員津末良介君）

同　第二八號

同上　東京府荏原郡品川町大字北品川宿百六番地平民荏原郡會議長福岡平右衛門外十五名呈出（紹介議員漆昌巖君）

同　第二九號

同上　東京府荏原郡品川町大字南品川宿二百三十七番地平民東京區裁判所南品川出張所認可代書人島田鶴次外十名呈出（紹介議員漆昌巖君）

同　第三〇號

同上　東京府南多摩郡横山村館二千七十四番地平民八王子區裁判所認可代書人秋間良助外二名呈出（紹介議員漆昌巖君）

同　第三一號

同上　神奈川縣横濱市西戶部町字御所石三十四番地平民横濱地方裁判所認可代書人相原正訨外十七名呈出（紹介議員松田源治君）

同　第三二號

同上　神奈川縣横須賀市山王四十五番地平民横須賀區裁判所認可代書人藤田松太郎外三名呈出（紹介議員近藤達兒君）

同　第三三號

同上　神奈川縣足柄下郡小田原町萬年四丁目五百六十番地士族小田原區裁判所認可代書人中島義治外二名呈出（紹介議員齋藤隆夫君）

同　第三四號

同上　千葉縣千葉郡千葉町千葉千百二十五番地平民千葉地方裁判所認可代書人足立重次郎外四名呈出（紹介議員鈴木富士彌君）

同　第三五號

同上　千葉縣君津郡木更津町木更津千八百二

十六番地平民千葉區裁判所木更津出張所認可代書人永田喜一郎外一名呈出（紹介議員佐々木文一君）

同　第三六號

同上　千葉縣長生郡一宮町三千三百九十三番地平民千葉區裁判所一宮出張所認可代書人山形伊太郎外十名呈出（紹介議員津末良介君）

同　第三七號

同上　千葉縣安房郡北條町北條千百二十九番地士族北條區裁判所認可代書人秋丸範輔外二名呈出（紹介議員鳩山一郎君）

同　第三八號

同上　千葉縣香取郡佐原町佐原い三千三百六十六番地平民八日市場區裁判所佐原出張所認可代書人保科子之助外三名呈出（紹介議員高木益太郎君）

同　第三九號

同上　千葉縣匝瑳郡八日市場町い二千六百十一番地平民八日市場區裁判所認可代書人宇井忠兵衛外三名呈出（紹介議員黑須龍太郎君）

同　第四〇號

同上　茨城縣水戸市上市奈良屋町百七十四番地平民水戸地方裁判所認可代書人圓城寺仁之助外五名呈出（紹介議員松田源治君）

同　第四一號

同上　茨城縣東茨城郡圷村大字下圷二十一番地平民水戸區裁判所石塚出張所認可代書人黑澤清外一名呈出（紹介議員近藤達兒君）

同　第四二號

同上　茨城縣東茨城郡堅倉村堅倉二百八十六番地士族水戸區裁判所堅倉出張所認可代書人松延仙太郎呈出（紹介議員齋藤隆夫君）

同　第四三號

同上　茨城縣那珂郡菅谷村大字福田二十三番地平民水戸區裁判所菅谷出張所認可代書人高橋留吉外一名呈出（紹介議員鈴木富士彌君）

同　第四四號

同上　茨城縣那珂郡大宮町百三十三番地平民水戸區裁判所大宮出張所認可代書人小田倉福太郎外一名呈出（紹介議員佐々木文一君）

同　第四五號

同上　茨城縣那珂郡小瀬村大字上小瀬七十二番地平民水戸區裁判所上小瀬出張所認可代書人桐原彌穀外一名呈出（紹介議員津末良介君）

同　第四六號

同上　茨城縣西茨城郡笠間町笠間千二十三番地の一士族水戸區裁判所笠間出張所認可代書人三村豐永外一名呈出（紹介議員鳩山一郎君）

同　第四七號

同上　茨城縣久慈郡太田町三百九十七番屋敷平民水戸區裁判所太田出張所認可代書人蛭田鼎助外二名呈出（紹介議員高木益太郎君）

同　第四八號

同上　茨城縣久慈郡大子町大字大子二百二十三番地平民水戸區裁判所大子出張所認可代書人鈴木熊三外二名呈出（紹介議員黑須龍太郎君）

同　第四九號

同上　茨城縣久慈郡金鄉村大字中利員六十三番地平民水戸區裁判所中利員出張所認可代書人飯塚英外一名呈出（紹介議員松田源治君）

同　第五〇號

同上　茨城縣久慈郡小里村大字大中八十三番地平民水戸區裁判所大中出張所認可代書人吉村熊太郎外一名呈出（紹介議員近藤達兒君）

同　第五一號

同上　茨城縣多賀郡松岡村大字下手綱千五百六番地平民水戸區裁判所高萩出張所認可代書人大森竹松外一名呈出（紹介議員齋藤隆夫君）

同　第五二號

同上　茨城縣多賀郡高鈴村大字助川四十九番地士族水戸區裁判所助川出張所認可代書人神永靖呈出（紹介議員鈴木富士彌君）

同　第五三號

同上　茨城縣多賀郡關本村大字關本中二十六番地平民水戸區裁判所關本出張所認可代書人齋藤元義外一名呈出（紹介議員佐々木文一君）

同　第五四號

同上　茨城縣新治郡石岡町大字石岡七百二十六番地士族土浦區裁判所石岡出張所認可代書人石井乙次郎外一名呈出（紹介議員津末良介君）

同　第五五號

同上　茨城縣新治郡美並村大字大和田二十三番屋敷平民土浦區裁判所大和田出張所認可代書人軍司長太郎外二名呈出（紹介議員鳩山一郎君）

同　第五六號

同上　茨城縣稻敷郡江戸崎町江戸崎百三十七番地平民土浦區裁判所江戸崎出張所認可代書人宮田太兵衛外二名呈出（紹介議員高木益太郎君）

同　第五七號

同上　茨城縣筑波郡北條町大字北條百九十九番地平民土浦區裁判所北條出張所認可代書人河田武一郎外一名呈出（紹介議員黑須龍太郎君）

同　第五八號

同上　茨城縣行方郡麻生町麻生八十九番地平民土浦區裁判所麻生出張所認可代書人谷仲福次郎呈出（紹介議員松田源治君）

同　第五九號

同上　茨城縣行方郡玉造町五十五番屋敷平民土浦區裁判所玉造出張所認可代書人中村三次郎呈出（紹介議員近藤達兒君）

同　第六〇號

同上　茨城縣眞壁郡下妻町大字下妻十六番地士族下妻區裁判所認可代書人村上次之外五名呈出（紹介議員齋藤隆夫君）

同　第六一號

同上　茨城縣眞壁郡下館町甲百五十七番地平民下妻區裁判所下館出張所認可代書人田中定三郎外一名呈出（紹介議員漆昌巖君）

同　第六二號

同上　茨城縣眞壁郡眞壁町大字眞壁二百二十五番地平民下妻區裁判所眞壁出張所認可代書人細谷吉松外一名呈出（紹介議員肥田景之君）

同　第六三號

同上　茨城縣結城郡水海道町三千三百七十九番地士族下妻區裁判所水海道出張所認可代書人高堀隆明呈出（紹介議員鈴木富士彌君）

同　第六四號

同上　茨城縣猿島郡境町百二十一番地平民下妻區裁判所境出張所認可代書人染谷峰穀外一名呈出（紹介議員佐々木文一君）

同　第六五號

同上　茨城縣猿島郡岩井町大字岩井百二十番地の二平民下妻區裁判所岩井出張所認可代書人富山兵一郎呈出（紹介議員津末良介君）

同　第六六號

同上　茨城縣猿島郡古河町大字古河七百三十七番地士族下妻區裁判所古河出張所認可代書人和井田義次呈出（紹介議員田島達策君）

同　第六七號

同上　群馬縣前橋市北曲輪町二十八番地士族前橋地方裁判所認可代書人宇野光明外六名呈出（紹介議員田島達策君外一名）

同　第六八號

同上　群馬縣北甘樂郡富岡町大字富岡町千四百十四番地平民高崎區裁判所富岡出張所認可代書人新井源八外一名呈出（紹介議員齋藤壽雄君外一名）

同　第六九號

同上　群馬縣吾妻郡中之條町大字中之條七百三十二番地平民高崎區裁判所中之條出張所認可代書人丸山茂重郎外二名呈出（紹介議員齋藤壽雄君外一名）

同　第七〇號

同上　靜岡縣靜岡市兩替町四丁目一番地平民銀行員篠原金七外七名呈出（紹介議員鈴木富士彌君）

同　第七一號

同上　靜岡縣靜岡市馬場町百三十二番地士族靜岡地方裁判所認可代書人渡邊芳郎外四名呈出（紹介議員鈴木富士彌君）

同　第七二號

同上　靜岡縣賀茂郡下田町四百二十三番地平民下田區裁判所認可代書人桑原龜五郎呈出

（紹介議員鈴木富士彌君）

同　第七三號
同上　靜岡縣小笠郡掛川町掛川千四百七十一番地士族濱松區裁判所掛川出張所認可代書人吉田虎榮外十名呈出（紹介議員鈴木富士彌君）

同　第七四號
同上　山梨縣甲府市錦町十七番地平民甲府地方裁判所認可代書人志村九一外三名呈出（紹介議員漆昌巖君）

同　第七五號
同上　山梨縣南都留郡谷村町上谷二百十八番地士族谷村區裁判所認可代書人德大寺巖外三名呈出（紹介議員肥田景之君）

同　第七六號
同上　長野縣下水內郡飯山町六百五十九番地士族猪飯山區裁判所認可代書人吉松篤外三名呈出（紹介議員鈴木富士彌君）

同　第七七號
同上　長野縣小縣郡上田町八百四番地平民上田區裁判所認可代書人西年始末外三名呈出（紹介議員佐々木文一君）

同　第七八號
同上　長野縣松本市大字北深志小柳町七十八番地平民松本區裁判所認可代書人上島喜三郎外二十六名呈出（紹介議員津末良介君）

同　第七九號
同上　長野縣西筑摩郡福島町五百四十三番地平民福島區裁判所認可代書人家高音吉外二名呈出（紹介議員小林嘉平治君）

同　第八〇號
同上　長野縣下伊那郡飯田町六百十九番地士族飯田區裁判所認可代書人黑澤弘外二名呈出（紹介議員齋藤壽雄君）

同　第八一號
同上　新潟縣新潟市學校町通一番町十一番地平民新潟地方裁判所認可代書人古島浚平外五名呈出（紹介議員田島達策君）

同　第八二號
同上　新潟縣長岡市表三の町乙四百二十九番地平民銀行員勝田洋一郎外七名呈出（紹介議員井島茂作君）

同　第八三號
同上　新潟縣長岡市東千手町三百番地平民長岡區裁判所認可代書人三浦克己外四名呈出（紹介議員鳩山一郎君）

同　第八四號
同上　新潟縣刈羽郡比角村千九百九十番地乙士族長岡區裁判所柏崎出張所認可代書人小原惟清外四名呈出（紹介議員高木益太郎君）

同　第八五號
同上　新潟縣南魚沼郡六日町大字六日町第三百三十一番戶平民六日町區裁判所認可代書人星野嘉平治外二名呈出（紹介議員黒須龍太郎君）

同　第八六號
同上　新潟縣中頸城郡津有村大字茨澤五番戶平民銀行員中村文治外八名呈出（紹介議員松田源治君）

同　第八七號
同上　新潟縣高田市主水町士族高田區裁判所認可代書人酒井義唯外三名呈出（紹介議員近藤達兒君）

同　第八八號
同上　新潟縣西頸城郡糸魚川町大字鐵砲四十八番地平民高田區裁判所糸魚川出張所認可代書人爲田庫之輔外一名呈出（紹介議員齋藤隆夫君）

同　第八九號
同上　京都府京都市上京區二條通川端東入孫橋町三十一番地平民銀行員中野俊三外十四名呈出（紹介議員鈴木富士彌君）

同　第九〇號
同上　京都府與謝郡宮津町字鶴賀六百四十五番地士族宮津區裁判所認可代書人平岡織藏外三名呈出（紹介議員佐々木文一君）

同　第九一號
同上　大阪府大阪市南區鹽町通二丁目二十六番地平民銀行員山崎富藏外六名呈出（紹介議員津末良介君）

同　第九二號
同上　大阪府堺市市之町東二丁目十四番地士族堺區裁判所認可代書人和田淸人外四名呈出（紹介議員鳩山一郎君）

同　第九三號
同上　兵庫縣神戶市山本通四丁目二十四番屋敷平民會社員山口武外六名呈出（紹介議員齋藤隆夫君）

同　第九四號
同上　兵庫縣神戶市多聞通二丁目百十九番屋敷平民銀行員石井甚三郎外六名呈出（紹介議員齋藤隆夫君）

同　第九五號
同上　兵庫縣城崎郡豐岡町の內本町百四番地平民豐岡區裁判所認可代書人臼田正吉外十五名呈出（紹介議員齋藤隆夫君）

同　第九六號
同上　滋賀縣大津市下堅田町十番地平民銀行員河村亨三郎外九名呈出（紹介議員高木益太郎君）

同　第九七號
同上　滋賀縣大津市中堀町十二番屋敷平民大津地方裁判所認可代書人中江猪三郎外一名呈出（紹介議員黒須龍太郎君）

同　第九八號
同上　和歌山縣和歌山市久保町一丁目一番地平民銀行員眞野李外十名呈出（紹介議員松田源治君）

同　第九九號
同上　和歌山縣西牟婁郡田邊町大字中屋敷町八十九番地平民田邊區裁判所認可代書人田所八穗藏外四名呈出（紹介議員近藤達兒君）

同　第一〇〇號
同上　和歌山縣東牟婁郡新宮町千二百四十七番地平民新宮區裁判所認可代書人中原傳一郎外一名呈出（紹介議員齋藤隆夫君）

同　第一〇一號
同上　高知縣土佐郡旭村二百四十五番屋敷士族高知地方裁判所認可代書人小谷忠明外七名呈出（紹介議員鈴木富士彌君）

同　第一〇二號
同上　高知縣安藝郡安藝町西濱二千二十五番地平民安藝區裁判所認可代書人松田松馬外一名呈出（紹介議員佐々木文一君）

同　第一〇三號
同上　高知縣幡多郡中村町大字中村百五十二番屋敷士族中村區裁判所認可代書人岩瀨義成外四名呈出（紹介議員津末良介君）

同　第一〇四號
同上　三重縣河藝郡白子町大字江島百五十一番屋敷平民安濃津區裁判所白子出張所認可代書人倉田藤右衛門外一名呈出（紹介議員井島茂作君外一名）

同　第一〇五號
同上　三重縣一志郡久居町大字本町百十四番屋敷士族安濃津區裁判所久居出張所認可代書人山岡兵太郎外一名呈出（紹介議員小林嘉平治君外一名）

同　第一〇六號
同上　三重縣一志郡松ヶ崎村大字三渡十一番屋敷平民安濃津區裁判所中原出張所認可代書人日寺義亮外五名呈出（紹介議員井島茂作君外一名）

同　第一〇七號
同上　三重縣飯南郡松阪町大字殿町八十番屋敷士族安濃津區裁判所松阪出張所認可代書人山本種吉外一名呈出（紹介議員小林嘉平治君外一名）

同　第一〇八號
同上　三重縣阿山郡上野町大字玄蕃町百十六番地平民上野區裁判所認可代書人吉川次郎吉外四名呈出　紹介議員井島茂作君外一名）

同　第一〇九號
同上　三重縣阿山郡西拓植村大字下拓植五百八十二番地平民上野區裁判所西拓植出張所認可代書人松島金五郎外一名呈出（紹介議員小林嘉平治君外一名）

同　第一一〇號
同上　三重縣名賀郡名張町字新町八十四番屋敷平民上野區裁判所名張出張所認可代書人中西辰三外二名呈出（紹介議員井島茂作君外一名）

同　第一一一號
同上　三重縣三重郡菰野村大字菰野二百二十六番屋敷の一平民四日市區裁判所菰野出張所認可代書人南川清五郎外一名呈出（紹介議員井島茂作君外一名）

同　第一一二號
同上　三重縣宇治山田市大字宮後町三十一番

屋敷平民山田區裁判所認可代書人羽代國松外二名呈出（紹介議員小林嘉平治君外一名）

同　第一一三號

同上　三重縣度會郡田丸町大字田丸町八十三番地の二平民山田區裁判所田丸出張所認可代書人山田小八呈出（紹介議員小林嘉平治君外一名）

同　第一一四號

同上　三重縣度會郡瀧原村大字野後千三百五十四番地の一平民山田區裁判所野後出張所認可代書人森本泰信呈出（紹介議員井島茂作君外一名）

同　第一一五號

同上　三重縣度會郡鵜倉村大字慥柄浦五百九十九番地平民山田區裁判所慥柄出張所認可代書人小林直吉呈出（紹介議員小林嘉平治君外一名）

同　第一一六號

同上　三重縣度會郡五ケ所村大字五ケ所浦百二十三番屋敷平民山田區裁判所五ケ所出張所認可代書人棚原近之助呈出（紹介議員井島茂作君外一名）

同　第一一七號

同上　三重縣多氣郡荻原村大字茂原二百五十番地平民山田區裁判所荻原出張所認可代書人野呂峰二郎呈出（紹介議員小林嘉平治君外一名）

同　第一一八號

同上　三重縣志摩郡鵜方村百八十四番屋敷の二平民山田區裁判所鵜方出張所認可代書人大矢皦居呈出（紹介議員井島茂作君外一名）

同　第一一九號

同上　三重縣南牟婁郡木本町六百六十三番屋敷平民木本區裁判所認可代書人門長益外一名呈出（紹介議員小林嘉平治君外一名）

同　第一二〇號

同上　三重縣南牟婁郡鵜殿村三百六十番地の一平民木本區裁判所鵜殿出張所認可代書人木村好次郎呈出（紹介議員井島茂作君外一名）

同　第一二一號

同上　三重縣南牟婁郡尾呂志村大字上野五百三十五番地の三平民木本區裁判所上野出張所認可代書人畑中三郎外三名呈出（紹介議員小林嘉平治君外一名）

同　第一二二號

同上　三重縣北牟婁郡尾鷲村大字中井浦二百三十四番地平民木本區裁判所尾鷲出張所認可代書人櫻木彌十郎外一名呈出（紹介議員井島茂作君外一名）

同　第一二三號

同上　三重縣北牟婁郡長島町八百四十二番地平民木本區裁判所長島出張所認可代書人安島忠次呈出（紹介議員小林嘉平治君外一名）

同　第一二四號

同上　岐阜縣岐阜市西川端町四千四百九番地の十一平民岐阜地方裁判所認可代書人廣瀨元吉外三名呈出（紹介議員佐々木文一君）

同　第一二五號

同上　福井縣福井市九十九町五十番地平民銀行員畑中末太郎外十二名呈出（紹介議員佐々木文一君）

同　第一二六號

同上　福井縣敦賀郡敦賀町大内七十七番地平民銀行員永井磯太郎外四名呈出（紹介議員佐々木文一君）

同　第一二七號

同上　石川縣金澤市安江町二番地平民銀行員奥山錫外八名呈出（紹介議員佐々木文一君）

同　第一二八號

同上　石川縣鹿島郡七尾町字藤橋ほの二十二番地士族七尾區裁判所認可代書人池田鎭易外一名呈出（紹介議員黒須龍太郎君）

同　第一二九號

同上　富山縣富山市惣曲輪三百九十番地平民銀行員田上直枝外十二名呈出（紹介議員黒須龍太郎君）

同　第一三〇號

同上　富山縣富山市船頭町二十四番地平民富山地方裁判所認可代書人藤井兼次郎呈出（紹介議員高木益太郎君）

同　第一三一號

同上　富山縣高岡市片原町四十二番地平民高岡區裁判所認可代書人一野松次郎外一名呈出（紹介議員鈴木富士彌君）

同　第一三二號

同上　廣島縣廣島市船入町十五番地平民銀行員鍋島秩外六名呈出（紹介議員黒須龍太郎君）

同　第一三三號

同上　廣島縣吳市大字荘山田村五百六十二番地の一士族吳區裁判所認可代書人才木楚外七名呈出（紹介議員高木益太郎君）

同　第一三四號

同上　廣島縣尾道市尾崎町百八十八番地の二十士族尾道區裁判所認可代書人國田平三郎呈出　紹介議員鳩山一郎君）

同　第一三五號

同上　山口縣阿武郡萩町第二千五十番屋敷士族萩區裁判所認可代書人阿座上權吉外五名呈出（紹介議員高木益太郎君）

同　第一三六號

同上　山口縣下關市大字岬之町七十九番地平民銀行員藤川兼石外七名呈出（紹介議員黒須龍太郎君）

同　第一三七號

同上　山口縣下關市大字田中町第三十六番屋敷平民下關區裁判所認可代書人今田新吉外一名呈出（紹介議員松田源治君）

同　第一三八號

同上　岡山縣岡山市久山町十三番地平民銀行員日下啓太郎外十一名呈出（紹介議員近藤達兒君）

同　第一三九號

同上　岡山縣岡山市大字三番町三十三番地平民岡山地方裁判所認可代書人氏平荒四郎外二名呈出（紹介議員齋藤隆夫君）

同　第一四〇號

同上　岡山縣淺口郡長尾村大字長尾二千九十番地平民玉島區裁判所認可代書人石賀峰吉外二名呈出（紹介議員鳩山一郎君）

同　第一四一號

同上　岡山縣上房郡高梁町大字小高下三十四番地士族高梁區裁判所認可代書人間野義孝外一名呈出（紹介議員齋藤隆夫君）

同　第一四二號

同上　岡山縣苫田郡津山町大字福渡町二十一番地第二平民津山區裁判所認可代書人田淵田外一名呈出（紹介議員鳩山一郎君）

同　第一四三號

同上　鳥取縣東伯郡倉吉町大字仲の町二十四番屋敷平民倉吉區裁判所認可代書人松本圓次郎外一名呈出（紹介議員齋藤諄雄君）

同　第一四四號

同上　島根縣美濃郡高津村大字高津い千五十番地平民益田區裁判所認可代書人松本卷太郎呈出（紹介議員田島達策君）

同　第一四五號

同上　島根縣周吉郡西郷町大字西町一番地平民西郷區裁判所認可代書人鳥越勝治呈出（紹介議員井島茂作君）

同　第一四六號

同上　愛媛縣松山市大字玉川町二十五番戸平民銀行員景浦肇外七名呈出（紹介議員鳩山一郎君）

同第一四七號

同上　愛媛縣喜多郡新太村大字新谷甲千七百二十八番地平民大洲區裁判所認可代書人平井寅雄外四名呈出（紹介議員高木益太郎君）

同　第一四八號

同上　愛媛縣新居郡神拜村大字神拜百四十四番戸士族西條區裁判所認可代書人富永藏太外一名呈出（紹介議員黒須龍太郎君）

同　第一四九號

同上　愛媛縣北宇和郡宇和島町大字櫻町十六番地平民宇和島區裁判所認可代書人加藤盛太郎外一名呈出（紹介議員松田源治君）

同　第一五〇號

同上　長崎縣長崎市本石灰町四十四番地平民銀行員吉田孫六外十五名呈出（紹介議員肥田景之君）

同　第一五一號

同上　長崎縣長崎市萬歳町二十四番地平民長崎控訴院認可代書人玉林永衞外五名呈出（紹介議員近藤達兒君）

同　第一五二號

同上　長崎縣佐世保市保立町二十六番地平民佐世保區裁判所認可代書人大曲甲四郎外三

名呈出（紹介議員齋藤隆夫君）

同　第一五三號
同上　長崎縣南松浦郡福江村福江鄉三百二十九番地平民福江區裁判所認可代書人出口郡二外二名呈出（紹介議員漆昌巖君）

同　第一五四號
同上　長崎縣下縣嚴原郡町大字中村二十三番戶第二號平民嚴原區裁判所認可代書人鈴木立吉外一名呈出（紹介議員鈴木富士彌君）

同　第一五五號
同上　佐賀縣佐賀市大字松原町二十七番地士族佐賀區裁判所認可代書人隅尾元一郎外三名呈出（紹介議員佐々木文一君）

同　第一五六號
同上　福岡縣福岡市大濱町一丁目二十三番地平民銀行員松崎與四郎外十一名呈出（紹介議員松田源治君）

同　第一五七號
同上　福岡縣久留米市通町十一番地平民銀行員古河光太郎外十名呈出（紹介議員津末良介君）

同　第一五八號
同上　福岡縣久留米市莊島町三百六十三番地士族久留米區裁判所認可代書人福田一正呈出（紹介議員津末良介君）

同　第一五九號
同上　福岡縣山門郡城內村大字城隅町十八番地士族柳河區裁判所認可代書人鶴田修外二名呈出（紹介議員津末良介君）

同　第一六〇號
同上　福岡縣小倉市船頭町七十七番地平民銀行員石井安太郎外十一名呈出（紹介議員津末良介君）

同　第一六一號
同上　福岡縣門司市東本町三千二百二番地平民銀行員田口久吉外六名呈出（紹介議員小林嘉平治君）

同　第一六二號
同上　福岡縣若松市本町三丁目十八番地平民銀行員安岡千代松外五名呈出（紹介議員齋藤壽雄君）

同　第一六三號
同上　大分縣大分市大字羽屋二百三十四番地平民大分地方裁判所認可代書人淸水福雄外五名呈出（紹介議員松田源治君外一名）

同　第一六四號
同上　大分縣直入郡竹田町大字竹田七百二十八番地士族竹田區裁判所認可代書人淵野澄藏外四名呈出（紹介議員松田源治君外一名）

同　第一六五號
同上　大分縣日田郡日田町大字豆田三百九十三番地平民日田區裁判所認可代書人拓原直三外四名呈出（紹介議員津末良介君外一名）

同　第一六六號
同上　熊本縣熊本市鍛冶屋町十五十六番地平民銀行員永井實宣外九名呈出（紹介議員松田源治君）

同　第一六七號
同上　熊本縣熊本市砂體寺町八十一番地士族熊本地方裁判所認可代書人山本晴夫外一名呈出（紹介議員松田源治君）

同　第一六八號
同上　熊本縣天草郡本渡町三百五十七番地平民天草區裁判所認可代書人森寛吾外三名呈出（紹介議員田島達策君）

同　第一六九號
同上　鹿兒島縣鹿兒島市東千石町百十八番戶平民鹿兒島地方裁判所認可代書人劉幸太郎外十一名呈出（紹介議員井島茂作君）

同　第一七〇號
同上　鹿兒島縣薩摩郡東水引村宮內千六十七番地士族川內區裁判所認可代書人二ノ方壹外三名呈出（紹介議員鳩山一郎君）

同　第一七一號
同上　鹿兒島縣肝屬郡鹿屋町中名七千四百四十三番地士族鹿屋區裁判所認可代書人藤崎廣熊外四名呈出（紹介議員高木益太郎君）

同　第一七二號
同上　宮崎縣宮崎郡宮崎市大字瀨頭三十番地平民宮崎地方裁判所認可代書人松浦庄三郎外四名呈出（紹介議員肥田景之君）

同　第一七三號
同上　宮崎縣南那珂郡飫肥町大字板敷八千二百七十八番地士族飫肥區裁判所認可代書人小西六郎外二名呈出（紹介議員肥田景之君）

同　第一七四號
同上　宮崎縣北諸縣郡都城町大字下長飯四千二百十八番地士族都城區裁判所認可代書人古大內實彥外一名呈出（紹介議員肥田景之君）

同　第一七五號
同上　宮崎縣仙臺市弓ノ町一番地平民銀行員淸原健次外十名呈出（紹介議員黑須龍太郎君）

同　第一七六號
同上　宮崎縣本吉郡氣仙沼町三百三十五番地平民氣仙沼區裁判所認可代書人大森德治呈出（紹介議員松田源治君）

同　第一七七號
同上　福島縣福島市大町五十八番地平民銀行員白根澤吉彌外七名呈出（紹介議員近藤達兒君）

同　第一七八號
同上　福島縣相馬郡飯豐村大字岩子二番地士族相馬區裁判所認可代書人小野田義親外二名呈出（紹介議員近藤達兒君）

同　第一七九號
同上　福島縣西白河郡白河町字中町四十一番地平民白河區裁判所認可代書人金澤留之助外三名呈出（紹介議員近藤達兒君）

同　第一八〇號
同上　福島縣若松市大町三四の竪一平民銀行員大石勝雄外五名呈出（紹介議員近藤達兒君）

同　第一八一號
同上　福島縣若松市榮町十七番地平民若松區裁判所認可代書人神山八彌外二名呈出（紹介議員近藤達兒君）

同　第一八二號
同上　山形縣米澤市御守町五千百六十六番地平民銀行員小池新太郎外七名呈出（紹介議員齋藤隆夫君）

同　第一八三號
同上　山形縣西田川郡鶴岡町馬場町番外地內二號士族鶴岡區裁判所認可代書人木村正外七名呈出（紹介議員漆昌巖君）

同　第一八四號
同上　山形縣飽海郡酒田町下臺町百四番地平民酒田區裁判所認可代書人太田忠三郎外三名呈出（紹介議員肥田景之君）

同　第一八五號
同上　巖手縣盛岡市加賀野百五十一番戶平民銀行員柄內要吉外五名呈出（紹介議員鈴木富士彌君）

同　第一八六號
同上　巖手縣盛岡市二王小路三十一番戶士族盛岡區裁判所認可代書人濱田清樸外四名呈出（紹介議員佐々木文一君）

同　第一八七號
同上　巖手縣上閉伊郡遠野町五百六十九番戶平民遠野區裁判所認可代書人鈴木源作外一名呈出（紹介議員津末良介君）

同　第一八八號
同上　巖手縣下閉伊郡宮古町第十三地割字下町五十五番地平民宮古區裁判所認可代書人田島要藏呈出（紹介議員小林嘉平治君）

同　第一八九號
同上　秋田縣秋田市茶町扇の丁三十一番地平民銀行員山本政治外六名呈出（紹介議員齋藤壽雄君）

同　第一九〇號
同上　秋田縣由利郡本莊町本田仲町二十四番地士族本莊區裁判所認可代書人[illegible]原庶太郎外三名呈出（紹介議員田島達策君）

同　第一九一號
同上　青森縣青森市大字柳町三十一番地平民銀行員市村安平外八名呈出（紹介議員井島茂作君）

同　第一九二號
同上　青森縣弘前市大字德田町十七番地士族弘前區裁判所認可代書人工藤貫外三名呈出（紹介議員鳩山一郎君）

同　第一九三號
同上　北海道函館區富岡町二番地平民銀行員阪口忠太郎外十一名呈出（紹介議員高木益太郎君）

同　第一九四號
同上　北海道札幌區南二條西二丁目十三番地

平民銀行員中島三郎外十一名呈出（紹介議員黑須龍太郎君）

同 第一九五號

同上 北海道室蘭町大字本町百三十九番地平民室蘭區裁判所認可代書人杉田忍呈出（紹介議員松田源治君）

同 第一九六號

同上 北海道浦河郡浦河町大字浦河村六十四番地平民浦河區裁判所認可代書人關根榮治呈出（紹介議員近藤達兒君）

同 第一九七號

同上 北海道小樽區花園町東二丁目八番地平民銀行員山田芳郎外十一名呈出（紹介議員齊藤隆夫君）

同 第一九八號

同上 北海道岩内郡岩内町大字橘町九十一番地平民岩内區裁判所認可代書人大島五郎三郎外一名呈出（紹介議員淺昌嚴君）

同 第一九九號

同上 北海道旭川區三條通八丁目右五號平民銀行員猪谷長雄外六名呈出（紹介議員肥田景之君）

同 第二〇〇號

同上 北海道旭川區四條通九丁目右八號平民旭川區裁判所認可代書人筒井泉雄外二名呈出（紹介議員鈴木富士彌君）

同 第二〇一號

同上 北海道増毛郡増毛町大字辨天町二丁目百四十二番地士族増毛區裁判所認可代書人水野悦輔呈出（紹介議員佐々木文一君）

同 第二〇二號

同上 北海道宗谷郡稚内町本通北一丁目九十三番地平民稚内區裁判所認可代書人木村鐵三郎呈出（紹介議員津末良介君）

同 第二〇三號

同上 北海道根室郡根室町大字彌生町二丁目十六番地平民根室區裁判所認可代書人村上寛呈出（紹介議員小林嘉平治君）

同 第二〇四號

同上 北海道網走郡網走町大字北見町中通八丁目一番地士族網走區裁判所認可代書人新門忠呈出（紹介議員藤[illegible]君）

同 第二〇五號

同上 樺太豐原郡豐原町東一條南一丁目二十三番地平民豐原區裁判所認可代書人高木直呈出（紹介議員田島達策君）

同 第二〇六號

同上 樺太眞岡郡眞岡町大字眞岡字南濱町二丁目十二番地士族眞岡區裁判所認可代書人村山重助呈出（紹介議員井島茂作君）

右請願の要旨は代書業に關する現行法規には何等總括的統一規定なく各府縣各別に府縣令を以て之を律し斯業開始の出願者に對しては僅に其の素行を調査するに止り其の學力經驗等の如きは全く之を不問に付せり市町村役場又は警察署等に提出する書類の作成者即ち所謂普通代書人に對しては現行の制度必すしも不可ならすとするも專ら通常裁判所に提出する書類の作成者即ち所謂司法代書人に對しては斯の如きは甚た妥當を缺くものと謂はさるへからす蓋司法代書人は裁判所と當事者との間に介在して雙方の便宜を圖る緊要なる一機關にして相當の能力ある者に非すむは能く其の任を盡し難し依て相當の資格又は學識ある者をして之に當らしむるの制を採り裁判所代書業者に關し請願書添付の如き法規を制定し以て司法代書人の品位向上を圖り竝て代書業の圓滿なる發達を期せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

特別報告第三十五號

意見書

請願文書表第二一一號

生月村に區裁判所出張所設置の請願 長崎縣北松浦郡生月村高野小源治呈出（紹介議員中倉萬次郎君外一名）

右請願の要旨は長崎縣北松浦郡生月村は北西南の三方は支那海に面し東西一里南北三里戸數千三百民有地積千三百餘町歩を有する大村にして近時耕地の整理水産業の發展に伴ひ登記件數益增加し來れるも所轄平戸裁判所所在地たる平戸港に至るには海路數里航通困難を極む殊に多期航海の杜絶すること屢にして登記事務を辨するに於て村民の不利不便尠からす加之該村は舊登記法實施當時戸長役場内に二箇年間生月登記所を設置せられたるの歷史あり依て前記生月村に區裁判所出張所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

特別報告第三十六號

意見書

請願文書表第二一五號

石森町に區裁判所出張所設置の請願 宮城縣登米郡石森町長二木茂平外四名呈出（紹介議員村松龜一郎君）

右請願の要旨は宮城縣登米郡石森町は曩に明治四十一年及同四十四年に於て登米區裁判所の計畫に係る同町及石越村、上沼村錦織村、米川村を管轄する登記所設置の指定地たる特典を放棄したるも現今は其の當時に比し登記件數既に三倍に達し今後尙益增加せむとするの狀況に在り而も該町村より所轄登記所に至るには各數里を距て交通亦容易ならす地方住民の不利不便大なり依て大正七年度に於て敷地買收並廳舍建築に要する費用の寄附を許可し以て速に前記石森町に同町及石越村、上沼村錦織村、米川村を管轄する登米區裁判所出張所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十七號

意見書

請願文書表第二七三號

市勢村金市に區裁判所出張所設置の請願 鳥取縣東伯郡逢束村市勢村伊勢崎村組合長太田力藏外三十二名呈出（紹介議員奥田龜造君）

右請願の要旨は鳥取縣東伯郡伊勢崎村は其の所轄倉吉區裁判所由良出張所に至り逢束村市勢村下郷村上郷村古布庄村は其の所轄倉吉區裁判所赤碕出張所に至り孰れも其の距離二里乃至五里餘にして不利不便を極む而して右の中市勢村金市は由良赤碕の中間に在るのみならす四通八達の要路に當り停車場村役場郵便局等の所在地にして交通至便の位置に在り依て速に前記各村を管轄する區裁判所出張所を市勢村金市に設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十八號

意見書

請願文書表第四二〇號

手莊村に區裁判所出張所設置の請願 岡山縣川上郡手莊村長赤松作衞外三名呈出 紹介議員西村丹治郎君）

右請願の要旨は岡山縣川上郡莊村、大賀村、日里村、高山村の四箇村は高梁區裁判所成羽出張所の管轄に屬するも其の距離遠隔にして交通亦最不便を極め關係村民の困難甚し依て大正七年度に於て前記地方を一區域として管轄する登記所を其の中央なる手莊村大字地頭に設置せられしたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十九號

意見書

請願文書表第四二七號

小野田村東小野田に區裁判所出張所設置の請願 宮城縣加美郡小野田村西小野田字原町六角四十四番地の一平民農今野貞亮外九十名呈出（紹介議員遠藤良吉君外二名）

右請願の要旨は宮城縣加美郡は其の東端に中新田登記所を有するのみなるを以て西部なる小野田村宮崎村加美石村色麻村より至るには近きも二里を要し其の大區は五里乃至九里を隔て且交通至難にして登記事務の激增せる今日其の關係村民の不便不利甚し而して小野田村東小野田の地は前記各村の物貨集散地として交通亦平至便なるを以て前記四箇村を管轄する區裁判所出張所を小野田村東小野田に設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十號

意見書

請願文書表第四三〇號

士別町に區裁判所出張所設置の請願　北海道上川郡士別町平民公吏淺藤辰之外三十四名呈出（紹介議員東武君）

右請願の要旨は北海道旭川區裁判所上名寄出張所は取扱登記件數約一萬を算し事務多きに過くると管轄區域廣汎なるか爲所管內上川郡名寄村上士別村劍淵村和寒村並士別町より登記用務を辨せむとするには往復三日の時日を要す而も該出張所取扱登記件數の十分の六以上は前記町村住民の申請する所に係り其の不利不便言ふへからす而して士別町は右各町村の中央に位し天鹽沿線中唯一の取引市場として樞要の地點なるを以て同町に前記各町村を管轄する區裁判所出張所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十一號

意見書

請願文書表第二二六號

瀨戶町に登記所設置の請願　岡山縣赤磐郡瀨戶町長平田金三郎外六名呈出（紹介議員福井三郎君）

右請願の要旨は岡山縣赤磐郡は郡內十四箇村を管轄する岡山區裁判所輕部出張所と其の餘の九箇町村を管轄區域とする小野田出張所とを有するも兩出張所の所在地は赤磐郡か曾て赤阪磐梨の二郡に分立せし當時の郡衙所在地たりし歷史を有するに止まり其の位置各一方の山間に偏在し交通機關亦備はらさるか爲登記事務上地方民の被る不利不便尠少ならす然るに瀨戶町は現今郡役所稅務署の所在地なるのみならす縣道四通し瀨戶停車場を有し亦近く瀨戶輕便鐵道敷設せられむとし郡內交通の中心地として其の發達著しく加之上道郡中浮田、玉井、平島、御休等の各村は西大寺出張所に屬するも却て瀨戶町に連接し同町に出つるを便とす依て前記瀨戶町に登記所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十二號

意見書

請願文書表第二二八號

鹽川町に登記所設置の請願　福島縣耶麻郡鹽川町姥堂村組合町村長北村晋一郎外七名呈出（紹介議員八田宗吉君）

右請願の要旨は福島縣耶麻郡鹽川町姥堂村駒形村堂島村熊倉村磐梯村及河沼郡笈川村堂島村勝常村は孰も所轄登記所に至るに其の距離一里乃至三里餘を有し住民の不便不利尠からす然るに鹽川町は耶麻郡の南端に位し前記各村よりの道程頗る近きのみならす交通亦至便なるを以て各町村を管轄する登記所を鹽川町に設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十三號

意見書

請願文書表第二三五號

中富良野村に登記所設置の請願　北海道空知郡中富良野村字中富良野市街六十號地平民農須藤才八外三百四名呈出（紹介議員東武君）

右請願の要旨は北海道空知郡上、中、下富良野地方は近時發展著しきに拘らす登記所の設置なきは遺憾とする所なり而して下富良野村は比較的登記件數多からすして上富良野村は之に反すと雖中富良野村分村獨立以來其の過半は中富良野村に屬するに至り從て同村は登記事務に於て第一位を占む且其の位置前記二村の中間に在るを以て上富良野村の如く北部に偏せす下富良野南富良野、占冠等諸方面よりの利便亦大なるを以て前記中富良野村に位置を選ひ登記所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十四號

意見書

請願文書表第二四三號

稻垣村に登記所設置の請願　青森縣西津輕郡稻垣村長藤田藤左衞門呈出（紹介議員菊池良一君）

右請願の要旨は青森縣西津輕郡稻垣村民の登記事件數は一箇年一千に達し同郡出精村の內大字出野里、善積、龜館に屬するもの亦七百に達せむとす然るに所轄登記所に至るには各三里を距て加ふるに途中山田川横はり交通の不便甚しく以て村民の不利大なるものあり依て廳舍に充つへき土地建物の寄附を許し速に前記稻垣村に同村及出精村の內大字出野里、善積、龜館の三部落を管轄區域とする區裁判所出張所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十五號

意見書

請願文書表第二三三號

區裁判所管轄區域變更の請願　埼玉縣比企郡今宿村大字石阪六百五十番地平民公吏田島金作外三十一名呈出（紹介議員粕谷義三君）

右請願の要旨は埼玉縣比企郡今宿村は所轄熊谷區裁判所松山出張所に至るに都幾川及岩殿山を以て隔てられ交通不便なるか爲住民は入間郡阪戶町を經由し更に越邊川及都幾川を渡り三里餘を往復して所用を辨するの不便を忍ひつつあり然るに同村より川越區裁判所阪戶出張所に至るには最遠距離にても尙一里半に止まり且交通至便なるを以て速に大正七年度に於て前記今宿村を川越區裁判所阪戶出張所の管轄區域に變更せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十六號

意見書

請願文書表第二一七號

借地權救濟法制定の請願　東京府東京市芝區櫻田和泉町二番地平民市會議員野々山幸吉外二千四十四名呈出（紹介議員松田源治君外三名）

右請願の要旨は建物所有の爲にする地主借地人間の權利義務に關し現行民法の地上權並賃借權の規定は我か國の實際に適合せす爲に曩には世に所謂地震賣買なるもの行はれ借地人をして窮地に陷らしめ地主の理不盡なる強要を甘受せさるへからさるに至りしを以て都市住民は一齊に起て其の非を鳴らしたる結果明治四十二年法律第四十號を以て建物保護に關する法律を制定せられ其の一部の弊害を救濟せられたりと雖法律の不備は尙幾多の弊害缺陷の存するものあり之を以て請願人等は約十年以前より年々歲々之か救濟に關する根本的改正案の制定を議會に請願し兩院亦之を採擇し政府に其の制定を促さる政府亦之か改正案を起草脫稿せりと聞く依て此の際速に政府をして該案を本議會に提出せしめられ多年本問題の爲に困憊疲弊せる借地人の權利を救濟せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十七號

意見書

請願文書表第四三四號

水戶地方裁判所下妻支部權限復舊の請願　茨城縣眞壁郡下妻町長河面芳雄外九名呈出（紹介議員尾見濱五郎君）

右請願の要旨は茨城縣下水戶地方裁判所下妻支部は曩に其の權限を縮少せられたる爲縣の西南に僻在する舊管轄地たる眞壁結城猿島の三郡及筑波郡の一部より所轄水戶地方裁判所に至るには十數里乃至二十餘里の行程を要し訴訟事件劇增の今日地方人民の不利不便謂ふへからす依て前記下妻支部の權限を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十八號

意見書

請願文書表第一二二號

盲啞教育令發布の請願　岩手縣盛岡市大澤川原小路百二十四番地平民後備陸軍步兵少佐佐藤伍作外二十九名呈出（紹介議員工藤吉次君）

同　第四二一號

同上　京都府京都市上京區吉田町字御館三番地士族京都市立盲啞院長廣瀨爲四郎外十一名呈出（紹介議員渡邊昭君）

右請願の要旨は現今教育上の施設は殆と完備し邑に不學の者なきに至りしは是れ聖代の恩澤なりと雖獨盲啞者に對しては身體の一部に缺陷あるの故を以て義務教育を免し徒に劣敗者たるの地位に置くは社會政策上甚た遺憾とす世に之か教育機關なきに非すと雖公立は僅々十三校にして他は皆篤志者又は慈善家の手に委ね從て其の內容貧弱なるを免れす是れ盲啞者教育上の一大缺陷と謂はさるへからす依て速に盲啞教育令を發布し各府縣をして該教育機關を設置せしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十九號

意見書

請願文書表第二二四號

三次大田間山陰山陽兩道連絡輕便鐵道線路測量及建設の請願　島根縣安濃郡大田町長楢崎鉄三郎外百七名提出（紹介議員恒松隆慶君）

右請願の要旨は山陰山陽兩道を連絡する鐵道の敷設なきは經濟上軍事上遺憾とする所なり而して陰陽連絡の目的を達すへき線路中廣島縣三次町より同縣雙三郡の一部及島根縣邑智郡都賀村都賀行村濱原村粕淵村邇摩郡忍原村安濃郡川合村を經て大田町に到るの線は往昔より運輸交通最頻繁を極むるのみならす半既設鐵道を利用し得るの便あり且大部分は江川に沿ひ路程短く工事容易にして又廣江豫定線の營養線として最有利なり依て前記廣島三次間輕便鐵道の終點たる三次町より郷川に沿ひ島根縣濱原村にて之を橫斷し粕淵村を經て北進し大田町に達し山陰線鐵道石見大田驛に達するの線路を速に測量し以て輕便鐵道を建設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第五十號

意見書

請願文書表第二三二號

都城飫肥間國有鐵道敷設の請願　宮崎縣南那珂郡福島村大字西方一萬四千七百八十四番地士族商神戸政次外二百四十四名呈出（紹介議員長峰與一君）

右請願の要旨は鹿兒島縣囎唹郡宮崎縣北諸縣郡及南那珂郡の地は土地肥沃にして海陸の物資に富むも鐵道の便なきを以て地方開發國富增進上將又軍事上遺憾尠しとせす加之近く開通せらるへき日豐日隣兩線乃至南隅線の價値にも影響する所大なるものあり依て速に前記三郡地方に於て都城より分岐し志布志を經て飫肥に達するの支線を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第五十一號

意見書

請願文書表第二四四號

三戸千曳間南部鐵道敷設の請願　青森縣上北郡七戸町五百十二番地士族農工藤翰郎外百四十九名呈出（紹介議員菊池良一君外一名）

右請願の要旨は南部地方の鐵道は有望なる國道沿線を執らすして旅客物資に乏しき原野を通する迂廻線に敷設せられたるを以て該地方の不便は勿論國家の不便亦尠しとせす依て速に三戸より五戸三本木七戸を經て千曳に達する鐵道を敷設し南部地方利源の開發に資せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第五十二號

意見書

請願文書表第二八八號

五所川原能代間鐵道敷設の請願　青森縣西津輕郡鰺ケ澤町長尾崎有隣呈出（紹介議員工藤卓爾君）

右請願の要旨は青森縣西津輕郡は陸に豐富なる林產鑛物を有し海に無盡の魚貝を藏するも是等富源の開發は全く交通機關の完備に俟たさるへからす今や郡境に近き北津輕郡五所川原町には青森縣下川邊驛より輕便鐵道開通せむとし西津輕郡民の鐵道敷設を要望すること甚た切なり鐵道院亦既に能代線の測量を了したるやに聞く依て速に五所川原町より鰺ケ澤町を經て秋田縣能代驛に連絡すへき鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第五十三號

意見書

請願文書表第四一二號

福山今市間輕便鐵道敷設の請願　島根縣飯石郡吉田村大字吉田村二千四百七番地平民鑛業田部長右衞門外二百七十二名呈出（紹介議員恒松隆慶君）

右請願の要旨は廣島縣下福山町より三次町に入り島根縣飯石郡を縱貫し簸川郡今市驛に出て同地に於て山陰縱貫鐵道の幹線出雲大社鐵道並一畑輕便鐵道と連絡すへき鐵道は復歸兩道の連絡上緊要なるのみならす山間の遺利を收容し地方產業の發達幹線及支線の營養上最必要なりとす而も本線鐵道の敷設に付ては大正元年以來屢請願し其の都度採擇を得たるも未た其の實施を見さるは甚た遺憾とす依て速に右線路に對し輕便鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第五十四號

意見書

請願文書表第四四一號

天鹽線輕便鐵道速成の請願　北海道天鹽郡天鹽村海岸通六丁目二百十一番地平民木材業中田鶴吉外三百二十二名呈出（紹介議員東武君外二名）

右請願の要旨は北海道天鹽郡天鹽幌延沙流三村地方に至る天鹽線鐵道の敷設は同道拓殖上甚た緊要なるに拘らす宗谷線の敷設を先にし本線工事は今尚遲遲として進まさるは地方產業開發上は勿論鐵道經濟上不利大なるを以て速に前記天鹽線輕便鐵道を速成せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第五十七號

意見書

請願文書表第二八四號

司法代書人法制定に關する請願　東京府東京市芝區西久保巴町五十七番地平民代書業竹村多傳十外七十四名呈出（紹介議員岩崎勲君）

右請願の要旨は司法代書人の品位を向上し其の弊竇を除去せむとするの趣旨を以て曩に衆議院か司法代書人法案を提出せられたるは當業者の滿足措かさる所とす然れとも同法案に於て成規の資格なき者は管轄官廳の許可の下に從來多年誠實に該業に從事せる者と雖司法代書人たるを得さるものと爲せるは甚た遺憾とする所なり依て是等の者にも其の資格を與ふるを條件とし司法代書人に關する法律を制定せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

○議長（大岡育造君）　委員長報告の通り採擇に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、採擇することに決しました本日は是にて散會。

午後四時四十六分散會

○大正七年三月二日（土曜日）

午後一時十六分開議

議事日程　第十七號

第一　舊韓國貨幣の處分に關する法律案（政府提出、貴族院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第二　地租變更免租年期に關する法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第三　衆議院議員選擧法中改正法律案（高木益太郎君外五名提出）　第一讀會

第四　日本勸業銀行法中改正法律案（恒松隆慶君外十名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第五　輕便鐵道法中改正法律案（恒松隆慶君外十名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第六　軌道條例中改正法律案（恒松隆慶君外十名提出）　第一讀會の續（委員長報告）　第

第七 刑法中改正法律案（赤[illegible]彦作君提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第八 人權保護に關する法律案（高木益太郎君提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第九 刑事訴訟法中改正法律案（高木益太郎君提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第十 「トラホーム」病豫防に關する建議案（德行雄男君提出）

第十一 北海道鐵道完成に關する建議案（中西六三郎君外二名提出）

第十二 壹岐對島本土間交通運輸の設備に關する建議案（牧山耕藏君外二名提出）（委員長報告）

第十三 （特別報告第六十二號）田畑地價特別修正の請願外二件（委員長報告）

第十四 （特別報告第六十三號）田畑地價修正に關する請願外百四十件（委員長報告）

第十五 （特別報告第六十四號）元木元稅務署復舊の請願（委員長報告）

第十六 （特別報告第六十七號）網走港修築速成の請願（委員長報告）

第十七 （特別報告第六十八號）大淀川治水速成の請願（委員長報告）

第十八 （特別報告第六十九號）大阪港に於て輸入獸類の檢疫開始の請願（委員長報告）

第十九 （特別報告第七十號）農會令改正の請願（委員長報告）

第二十 （特別報告第七十二號）祝式村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十一 （特別報告第七十三號）上市村井村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十二 （特別報告第七十四號）安東奉天間に長距離電話架設の請願（委員長報告）

第二十三 （特別報告第七十五號）佐馬地村白地に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第二十四 （特別報告第七十六號）下城井村安武に登記所設置の請願（委員長報告）

第二十五 （特別報告第七十七號）鶉川村に登記所設置の請願（委員長報告）

第二十六 （特別報告第七十八號）世知原村に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第二十七 （特別報告第七十九號）豐頃村に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第二十八 （特別報告第八十號）大淵村に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第二十九 （特別報告第八十一號）岩見澤に區裁判所設置の請願（委員長報告）

第三十 （特別報告第八十二號）元靜岡地方裁判所沼津支部復舊の請願（委員長報告）

第三十一 （特別報告第八十三號）元三本松區裁判所復舊の請願（委員長報告）

○議長（大岡育造君） 諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一議員の異動左の如し

滋賀縣大津市選出議員吉村鐵之助君の補充として西川太治郎君當選せられたり

一昨一日寺内内閣總理大臣より左の通り發令相成りたる旨の通牒を受領せり

海軍省所管事務政府委員被仰付

海軍省參事官 山川端夫

農商務省所管事務政府委員被仰付

製鐵所長官 白仁武

一議員より提出せられたる議案左の如し

北海道鐵道完成に關する建議案

提出者 中西六三郎君 東武君 寺田省歸君

津山上郡間鐵道建設に關する建議案

提出者 福井三郎君 廣岡宇一郎君

津山智頭間鐵道建設に關する建議案

提出者 福井三郎君 頭本元貞君 奧田柳藏君 奧田龜造君 臼田久内君

名古屋太田間鐵道速成に關する建議案

提出者 三輪市太郎君 小山溫君 奧村三樹之助君 瀧正雄君 清水市太郎君 大口喜六君 堀尾茂助君

一貴族院より回付せられたる議案左の如し

足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案

一貴族院は本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入に關する法律案（政府提出）

帝國大學特別會計法中改正法律案（政府提出）

鐵道敷設法中改正法律案（政府提出）

朝鮮事業公債法中改正法律案（政府提出）

樺太事業公債法案（政府提出）

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

露領勘察加の制讓並露領沿海州漁業權の制讓に關する質問主意書

提出者 田中萬逸君

一政府より受領したる答辯書左の如し

大正七年三月二日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員八田宗吉君提出馬匹奬勵に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員八田宗吉君提出馬匹奬勵に關する質問に對する答辯書

一、國有種牡馬の種付料は漸次輕減する見込なり

二、種牡馬及二歲駒の運賃割引に關しては目下調査研究中なり

三、競馬法制定に付ては目下調査研究中なり

右及答辯候也

大正七年三月二日

陸軍大臣大島健一

大正七年三月二日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員横山勝太郎君提出警察官の行動に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員横山勝太郎君提出警察官の行動に關する質問に對する答辯書

第一去る二月十一日開催せられたる憲法發布三十年紀念祝賀國民大會は單純なる祝賀の宴會にあらすして席上過激なる演說を爲し會衆を煽動するか如き言辭を弄する者あり又參會者は酒氣に乘し更に多衆運動を行はむとするの氣勢あるを認めたるを以て之に對し警察官[illegible]に於ては[illegible]なる警戒を[illegible]したるものにして[illegible]の措置なりと認む

第二前示の如く會[illegible]行はる[illegible]りたるを以て上野警察署長は主催者に對し之を禁止する旨豫め警告したり然るに會[illegible]は[illegible]會に際し不穩なる文字を大書せる十數流の旗を押し立て一團と爲り[illegible]せむとしたるを以て同署長は部下の警察官を指揮し會衆に對し[illegible]を加へ極力解散に努めたるも酒氣を帶へる會衆は容易に之を肯せさるのみならす中には警察官に反抗し甚たしきは[illegible]又は沙礫を投する等の暴行を敢てする者あるに至りたるを以て止むなく之を引致又は檢束したるものにして右は治安警察法行政執行法刑事訴訟法等に基き治安維持上必要なる處置を爲したるものと認む

第三警察官は當日安寧の秩序を保持する爲前示の如き不穩なる多衆の屋外運動に對し必要なる處置を執りたるものにして眞に衷心より紀元の佳節を祝し敬虔の誠意を以て聖壽の萬歲を唱ふへく二重橋附近に參集せむとするか如き者に對しては之を阻止することとなし

第四前述の次第なるにより警察官の行動は帝都の治安維持の爲必要なる措置を爲したるものと認む

大正七年三月二日

内務大臣男爵後藤新平

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一去二十八日議長に於て選定したる委員左の如し

共通法案

政尾藤吉君 小山溫君
熊谷直太君 岡田榮君
磯部尚君 牧山耕藏君
長峰與一君 前田米藏君
津田毅一君 柵瀨軍之佐君
齋藤隆夫君 野村嘉六君
上島長久君 黑須龍太郎君
關和知君 小川鄉太郎君
野添宗三君 高木益太郎君

朝鮮の生產に係る物品の移入稅免除に關する法律案

小林源藏君　木村政次郎君
赤間嘉之吉君　高橋本吉君
河崎助太郎君　山道襄一君
高木正年君　上村耕作君
大口喜六君

勢江鐵道敷設に關する建議案外一件

天春文衞君　兒玉亮太郎君
熊谷五右衞門君　荻亮君
武山太刀三郎君　川崎克君
井島茂作君　小林嘉平治君
佃安之丞君

阿讃鐵道建設に關する建議案外二件

秦豐助君　板東勘五郎君
林毅陸君　頭本元貞君
尾崎敬義君　小西和君
武市彰一君　松田三德君
村松恒一郎君

新見三次間鐵道建設に關する建議案

望月圭介君　福井三郎君
西村正則君　生田和平君
山道襄一君　荒川五郎君
河波荒次郎君　古川清君
湯淺凡平君

一去二十八日辭任したる常任委員左の如し

第八部選出懲罰委員　岩佐善太郎君

一去二十八日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第七部選出

請願委員大森與三次君（永田吉右衞門君補闕）

一去二十八日陰陽連絡廣江鐵道速成に關する建議案委員會理事選擧の結果左の如し

陰陽連絡廣江鐵道速成に關する建議案

理事　西田鋭吉君

一昨一日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第八部選出

懲罰委員鈴木富士彌君（岩佐善太郎君補闕）

一昨一日物價調節に關する建議案外二件委員齋藤珪次君辭任に付其補闕として粕谷義三君を議長に於て選定せり

一昨一日委員長及理事互選の結果左の如し

共通法案委員會

委員長　政尾藤吉君

理事　（熊谷直太君
野村嘉六君
野添宗三君）

朝鮮の生産に係る物品の移入税免除に關する法律案委員會

委員長　小林源藏君

理事　河崎助太郎君

勢江鐵道敷設に關する建議案外一件委員會

委員長　天春文衞君

理事　小林嘉平治君

阿讃鐵道建設に關する建議案外二件委員會

委員長　秦豐助君

理事　松田三德君

新見三次間鐵道建設に關する建議案委員會

委員長　望月圭介君

理事　湯淺凡平君

一昨一日衆議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の如く變更せり

五十二番　肥田景之君
八十番　松浦與三郎君
八十二番　越山太刀三郎君
九十四番　岡田榮君
百番　若尾璋八君
二百六十四番　西川太治郎君

○議長（大岡育造君）　是より會議を開きます。

○武藤金吉君　是より有價證劵割賦販賣業法案の委員會を開きたいと思ひます、御許を願ひます。

○議長（大岡育造君）　是は議長限で許可することになつて居りますが、今日は會議日でありますから、二時から御着手になるやうに致したい、此際日程を變更し、昨日貴族院より回付せられたる足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案を議題となすに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認め直に議題と致します。

足尾鐵道及有馬輕便鐵道の買收に關する法律案（政府提出）（貴族院回付）

足尾鐵道及有馬輕便鐵道ノ買收ニ關スル法律案

右貴院の送付に係る政府提出案本院に於て修正議決せり依て議院法第五十五條に依り及回付候也

大正七年三月一日

貴族院議長公爵徳川家達

衆議院議長大岡育造殿

足尾鐵道及有馬輕便鐵道ノ買收ニ關スル法律案中貴族院回付ノ箇所左ノ如シ

表題及本文第一條中「有馬輕便鐵道」ヲ「有馬鐵道」ニ改ム

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　貴族院修正の箇條は、既に印刷して御手許に配附してあります通り、標題及本文の「有馬輕便鐵道」とある「輕便」の二字を削りたるに過ぎぬであります、右貴族院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

起立者　多數

○議長（大岡育造君）　多數、貴族院の修正に同意するに決しました、日程第一、舊韓國貨幣の處分に關する法律案、第一讀會の續を開きます、委員長坪田十郎君。

第一　舊韓國貨幣の處分に關する法律案（政府提出貴族院送付）　第一讀會の續（委員長報告）（確定議）

〔坪田十郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○坪田十郎君　舊韓國貨幣の處分に關する法律案に對する委員會の經過と結果を御報告申上げます、本案は舊韓國貨幣條例に據りまして、發行して居ります所の貨幣を、大正九年十二月三十一日迄通用を延期する、今一つは其期限後廢貨になりましたる交換期間を五年間に定める、次に葉錢は當分の內從前通りに通用さす、此の三案でございます、目下舊韓國貨幣は、取調の結果百八十九萬三千八百八十三圓となつて居るのでございます、其內金貨に屬しまする部分は、朝鮮銀行の殆ど基金となつて居りまして、通用はして居らぬと云ふ事情である、今日の場合之を引換へる必要もなく、從前通り通用しまするのは至極便法と認めますのでございます、引續期限の五箇年と申しますのは、幾分か長きに失するやうにも感じますが、是は引換方法の便法を計りまして、租税の代用等に依て引換へたい、故に五箇年間の期限を必要として居る、第三の葉錢に至りましては、僅か十一萬圓程より無いのでございますが、韓國の狀態、低級人民等の使用等に依て之を廢貨にせず、當分の間通用さすと云ふのは甚だ必要である、以上の理由に依りまして、委員會は會合一致を以て可決致しました、此段御報告申します。

○岩崎勳君　本案は簡單なる議案なるに依り、讀會の順序を省略して委員長の報告通り可決確定されんことを希望致します。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　讀會省略に御異議ないと認めます、岩崎君動議の如く決するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます仍て本案は可決確定したことを宣告致します――日程第二地種變更免租年期に關する法律案、第一讀會の續を開きます、委員長寺田省歸君。

第二　地種變更免租年期に關する法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔寺田省歸君登壇〕

〔拍手起る〕

○寺田省歸君　私は御付託になりました地種變更免租年期に關する法律案の委員會の經過及結果を報告致します、委員會は都合五回程開かれまして、委員諸君の熱心なる質問應答がございました、一體此法律案は專ら北海道に於て行はるべき法律でございまして、其案の內容も極めて簡單でございます、北海道に於ける既往現在の法律規則の下に、土地の拂下若くば付與をなすに當りましては、是に特別の免租年期を與へてあるのでございます、而して其免租年期の內に於て、開墾又は是に等しく勞費を加へて、更に地種を優良に爲し、而して地目の變換を爲したる時には、其土地に對して地租を課するときに至りたる後、更に二十箇年以上の免租期間を付與すると云ふのでございます、尤も此法律と同樣なる意味の法律は、內地に於きましては明治三十四年法律第三十號を以ちまして、開墾鍬下年期地價据置年期の延期制と云ひまして、既に十幾年前に行つて居るのでございます、北海道は丁度一昔年許り後れて居る姿になつて居るのでございます、斯の如く內容に至つて簡單ではございますが、事地租條例に關聯致しまして、一面重要なる意味を含んで居りますが故に、勿論委員會は最も愼重審議を重ねたのであります、委員諸君の間に於きましては、本案の大體に付きま

しては、初めより一人の御異議は無かつたのでございますが、唯々此法律が愈々今年施行されることになりまするとヽ今年に入りて地租を課するに至りたる土地は、其恩典に浴することは出來ますけれども昨年の十二月に於て、既に地租を課するに至りたる土地に付きましては、此恩典を受けることが出來ませぬ故に、僅かの違ひで幸不幸の分れることが大なるものでございますから、何かと一年なり二年なり遡つて此恩典に浴する方法がないかと云ふ點に於きましては、委員諸君も大分研究を致されたのでございます、是が爲には懇談會まで開きまして、十分政府當局と熟議を致したのでございます、何分此既往に溯ることの出來ない原則から致しまして、大正六年中に既に地價の設定をして、地租を納むる狀態になつた土地には致方ないけれども、玆に幾分の救濟すべき部分があるのでございます、それは昨年中に地價を設定すべくして、種々の事情の爲に未だ地價の設定せざる土地に對しては、此恩典を受けさせたいと云ふのであります、是が爲に御配付になつて居られます附則第一項の次に、第二項を加へると云ふのでございます、是が爲め或る幾分の土地に恩典を與へると云ふことになつて居るのでございます、即ち「本法ハ本法施行前既ニ地租ヲ課スヘキ土地トナリ未タ地價ノ設定ナキモノニモ之ヲ適用ス」此附則でございます、此附則を作ることに付きましては、政府委員も大分熟慮を爲し頭を惱ました問題でございますが、實は是と同樣なる意味の附則が、曩に法律第三十號の附則に付て居るのでございます、法律第三十號明治三十四年二月の委員會に、於て、我黨の恒松隆慶君が御發議になつて動議を起しまして、之に加藤六藏君が贊成を致しました、所が若槻政府委員は喜んで同意を表されて居るのであります、此附則を付けることに就きましては、委員諸君が專ら内地のそれと、北海道と權衡を失つてはならないと云ふ公平なる見地より、熱心に之を主張したのでございます、政府委員の雅量又之を諒として、遂に快く政府委員も同意を表されたのでございます、是に於て委員會は滿場一致、拍手の間に修正案が可決致したのでございます、此案は昨年本院の建議が政府で之を容れまして、さうして本年提出になつたものでございますことは、私が申すまでもございませぬ諸君、どうか右の次第でございますから、北海道拓殖進歩の爲め、否我國富源開發の爲に、滿場一致御贊成あらん事を希望して已まざる次第でございます

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 本案の二讀會を開くや否やを御諮りします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君） 二讀會を開くに御異議ないものと認めます、仍て二讀會を開くに決します。

○岩崎勳君 直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告の通り可決確定せられんことを希望致します。

〔「贊成々々」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議なきものと認めます、即ち直ちに第二讀會を開き議案全部を議題と致します。

地種變更免租年期に關する法律案 第二讀會（確定議）

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議無ければ三讀會は省略せられて、委員長報告通り可決確定したることを宣告致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 日程第三、衆議院議員選擧法中改正法律案の第一讀會を開きます、提出者堀川美哉君。

第三 衆議院議員選擧法中改正法律案（高木益太郎君外五名提出） 第一讀會

衆議院議員選擧法中改正法律案

衆議院議員選擧法中左ノ通改正ス

第八條 第三號中「選擧人名簿調製ノ期日前滿一年以上地租十圓以上又ハ滿二年以上地租以外ノ直接國税十圓以上若ハ地租ト其ノ他ノ直接國税トヲ通シテ十圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者」ヲ「選擧人名簿調製ノ期日前滿一年以上直接國税三圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者又ハ師範學校、中學校若ハ文部大臣ニ於テ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認メタル學校又ハ文部大臣ノ認可ヲ經タル學則ニ依リ法律學、政治學、理財學ヲ教授スル私立學校ヲ卒業シタル者」ニ改ム

第十八條第四項中「官位」ノ下ニ「學歷」ヲ加フ

第十九條ノ二 選擧人第八條第三號ノ學歷ヲ具備スルトキハ十月一日迄ニ證憑ヲ具シテ其ノ住所地ノ市町村長ニ屆出ツヘシ其ノ期日迄ニ屆出ヲ爲サルトキハ選擧權ヲ有セス

第百十一條 本法ハ次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス但シ北海道根室支廳管內占守郡、新知郡、得撫郡及色丹郡並東京府小笠原ニ付テハ勅令ヲ以テ別ニ施行ノ期日ヲ定ム

別表中左ノ如ク改ム

東京府		
	東京市	十五人
	八王子市	一人
	郡部 伊豆七島トモ	八人
京都府	京都市	四人
	郡部	六人
大阪府	大阪市	十一人
	堺市	一人
	郡部	八人
神奈川縣	横濱市	三人
	横須賀市	一人
	郡部	六人
兵庫縣	神戸市	三人
	姫路市	一人
	尼崎市	一人
	郡部	十三人
長崎縣	長崎市	一人
	佐世保市	一人
	郡部	六人
	對馬	一人
新潟縣	新潟市	一人
	長岡市	一人
	高田市	一人
	郡部	十三人
	佐渡	一人
埼玉縣		十人
千葉縣		十一人
茨城縣	水戸市	一人
	郡部	十八人
栃木縣	宇都宮市	一人
	郡部	八人
三重縣	津市	一人
	四日市市	一人
	宇治山田市	一人
	郡部	七人
愛知縣	名古屋市	三人
	豐橋市	一人
	岡崎市	一人
	郡部	十二人
靜岡縣	靜岡市	一人
	濱松市	一人
	郡部	十一人
岐阜縣	岐阜市	一人
	郡部	八人
長野縣	長野市	一人
	松本市	一人
	郡部	十一人
福島縣	若松市	一人
	福島市	一人
	郡部	九人
岩手縣	盛岡市	一人
	郡部	六人
青森縣	弘前市	一人
	青森市	一人
	郡部	五人
山形縣	山形市	一人
	米澤市	一人
	郡部	七人
秋田縣	秋田市	一人

	郡部	七人
岡山縣	岡山市	一人
	郡部	九人
廣島縣	廣島市	一人
	尾道市	一人
	呉市	一人
	福山市	一人
	郡部	十二人
山口縣	下關市	一人
	郡部	八人
福岡縣	福岡市	一人
	久留米市	一人
	門司市	一人
	小倉市	一人
	大牟田市	一人
	八幡市	一人
	若松市	一人
	郡部	十二人
大分縣	大分市	一人
	郡部	七人
熊本縣	熊本市	一人
	郡部	九人
鹿兒島縣	鹿兒島市	一人
	郡部	九人
	大島	一人
北海道廳	札幌區	一人
	函館區	一人
	小樽區	一人
	旭川區	一人
	室蘭區	一人
	札幌、留萌、宗谷、上川、空知、室蘭、浦河各支廳管內	九人
	函館、檜山、後志各支廳管內	二人
	根室、釧路、河西、網走各支廳管內	二人
沖繩縣	那覇區	一人
	郡部 首里區、宮古島及八重山島トモ	三人

〔堀川美哉君登壇〕

〔拍手起る〕

○堀川美哉君　簡單に本案の趣旨を申述べます、本員等は時代の進歩と憲政の發達に鑑みまして選擧法を改正するの必要ありと認め、玆に本案を提出したる次第であります、改正要旨は第一に選擧權の擴張第二に別表の改正であります、別表の改正は人口の增加に應じまする所の結果でありまするから、深く說明を要しないのであります、而して選擧權の擴張は本員等の最も重きを置いた點でありまして從來の現行法に於ける直接國稅十圓の制限を三圓にまで引下げやうとするのであります、而して第二の點は智識階級に對して選擧權を與へると云ふ點でありまして、府縣立中學校師範學校の卒業生、及是と同等の學力有りと認めたる者に對して、選擧權を與へます此二點であります、私共提案の趣旨は大體に於て是丈であります、吾々は此選擧區の改正と云ふ點に對しては、全く觸れて居らぬのであります、即ち現狀を以て滿足する者であります、而して此選擧取締法並に罰則に付きましては、此選擧法改正の結果に因りまする經驗に鑑みて、他日改正をしやうとするのであります、即ち現在に於きましては、罰則及取締法に付ては何等觸るゝ所は無いのであります、本案を以て憲政會の提出されました所の改正案に比較しまするに、第一の最も主なる相違は憲政會案に依りますれば、直接國稅五圓まで引下げる――地租及直接國稅五圓まで引下げると云ふのを　吾々は三圓まで引下げやうとするのであります、而して其實際の効果はどうであるかと云へば、憲政會案に依れば大體に於て約三十萬人の有權者を增すのではないかと思ひます、而して吾々の提案に致しますれば、約八十萬人の有權者を增すの結果と相成りますから、頗る有力なる擴張であると信ずるのであります、過日今井博士は憲政會の擴張案に對して、既に選擧權擴張の必要を認めて之を改正する以上は、何故に今少しく之を徹底的にやらぬかと云ふ御話がありましたが如何にも理想に於ては、此普通選擧と云ふ事は、吾吾同感であります、併ながら是は理想であります、現實の問題として、今日之を改正すると云ふ場合に於きましては、先づ吾々が提出する如く直接國稅三圓、並に智識階級に對して選擧權を與へると云ふ程度を以て適當なりと信ずるのであります、諸君、歐州の戰爭は各交戰國の人民をして益々政治的の自覺を喚起しつゝあるのであります、而して日本は經濟上軍事上其他の思想上に於きまして、幾多の影響を蒙つて居るのでありますが、殊に政治思想の發達と云ふ事に付きましては、重大なる影響を蒙りつゝあると確信するのであります、此場合に於て國民の政治的要求に應ずべく、選擧權の擴張を爲すと云ふことは、最も適切なる事と信ずるのであります、どうぞ本案に御贊成下さらんことを切に希望する次第でございます、尙ほ詳細の點に亘りましては、委員會に於て研究致したい思ふのであります。

○齋藤隆夫君　一言提案者に伺ひたい、唯今提案者の御說明に依りますると云ふと、憲政會案の十圓を五圓にすると三十萬人殖える、之を三圓にすると八十萬人殖えると云ふことでありましたが、是は提案者の誤算でありはせぬかと思ふ、內務省の統計に依り本員調べた所に依りますれば、十圓をば七圓に致しまするど、確に三十五萬人以上殖えます、之を五圓に致しますと、約七十五萬人殖えるのであります、七十五萬人と三十萬人とは餘程違ふのであります、是は何か提案者に於て誤算を致されて居ると思ひますが、是は最も重要なる點でありますから、三十萬人と云ふのは何を標準とせられたか、提案者の言ふ事は間違つて居ると思ふのでありますから、念の爲めに此點を明にして置きたいと思ふのであります。

○堀川美哉君　齋藤君に御答致します、私は是は大正四年の調査に依つたのでありまして、是が間違つて居るとは決して信じて居らぬのでありますが、若し間違つて居りますれば、取消すのに異議はありませぬ、何れそれは委員會に於て研究致したいと思ひます（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は曩に藤澤幾之輔君外四名提出、衆議院議員選擧法中改正法律案の特別委員に、併せて付託せられんことを希望致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はないと認めます、即ち本案は既に付託せられたる選擧法中改正法律案の委員に付託致します、日程第四、第五、第六は同一委員に付託したる議案なるに因り、一括議題とするに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、一括議題と致します――委員長井上角五郎君。

第四　日本勸業銀行法中改正法律案（恒松隆慶君外十名提出）　第一讀會の續（委員長報告）（確定議）

第五　輕便鐵道法中改正法律案（恒松隆慶君外十名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第六　軌道條例中改正法律案（恒松隆慶君外十名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔井上角五郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○井上角五郎君　委員會の經過並に結果を報告致します、日本勸業銀行法中改正法律案、是と農工銀行法中改正法律案と云ふ二案が出て居りまして、勸業銀行法には輕便鐵道財團は之を不動產と看做して、抵當に取ると云ふ事が許してありますが、軌道財團を同じく不動產と看做して抵當に取ると云ふ事は許してありませぬ、それを許して貰ひたいと云ふのが勸業銀行法中の改正案でありまして、農工銀行法には輕便鐵道財團も軌道財團も今日迄許してなかつたが、共に之を許したいと云ふのが、農工銀行法中の改正法律案であつたのでありますⓒ委員會は種々協議を致した結果、政府委員の說明も聽きました所が結局に於きまして政府委員は勸業銀行法の中に私設鐵道財團のみならず、更に軌道財團を加へる事には同意する、併し農工銀行法の方に、是等二つのものを新たに設けると云ふことは、今姑く考慮して貰ひたいと云ふことでございましたので、委員會は今日勸業銀行法中改正法律案丈を玆に報告致しまして、農工銀行法中改正法律案は後に廻した次第でございます、もう一つは豫て諸君の御承知の通り、私設鐵道法には商法の例外が設けてある、私設鐵道會社が株金の十分の一を拂込めば創立することが出來る、

商法は四分の一を命じて居りますけれども、それと同時に私設鐵道會社に於きましては、或は鐵路を延長し若くは特別の改良を要する場合には、現在の株金が拂込濟にならぬ前に於ても、增資をして增株をすることが出來ると云ふことを、私設鐵道法には許してあります、然るに軌道條例輕便鐵道法に於きましては、第一に五圓即ち五十圓の十分の一拂込めば會社の創立が出來ると云ふことは許して居ります、けれども拂込未濟前に增資增株をすることは許してありませぬ、それを許して貰ひたいと云ふのが、即ち軌道條例改正輕便鐵道法の改正案であるのであります、此事は私共經濟の上から考へまして、殊に今日の場合に於て、輕便鐵道を發展させ、軌道鐵道を發展さすと云ふには、此私設鐵道法に許してある丈を、總て許すと云ふことが非常に必要と思ひまして吾々は之を贊成致しました、鐵道院の政府委員も、亦此事は目下に於て甚だ必要なる事であるからと云ふので、贊成を表せられました、然るに司法省の政府委員は既に私設鐵道法に商法の例外を許したのであるから、强ち反對はしないけれども、成るべくは例外を許したくないのが方針であるから、經濟上必要なりと認めれば同意はするが、經濟上必要でないと認むるなら、同意が出來ぬと云ふ司法省の政府委員の說明である、故に本員は委員會に於て、是が經濟上極めて必要なる事であつて、殊に今日に於て輕便鐵道若くは軌道鐵道を發達させんとするならば、此法律の改正が必要なりと云ふことを論じました所が、司法省の政府委員は左樣に經濟上必要なりとすれば、强ち反對は致しませぬ、尙ほ自分の方でも果して經濟上左樣に必要であるや否や、調べて見る積りであると云ふことで、三案共に可決し、殊に軌道條例輕便鐵道法には多少の但書を加へまして、法文を完全なものにして玆に報告する次第であります、どうか御贊成あらんことを希望致します。

○岩崎勲君　日程第四、日本勸業銀行法中改正法律案は簡單なる議案なるに依りまして、讀會の順序を省略し、委員長報告通り可決確定せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、即ち日程の第四、日本勸業銀行法中改正法律案は讀會の順序を省略して可決確定するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、即ち日本勸業銀行法中改正法律案は可決確定致しました日程第五第六は共に修正があります、二讀會に付するや否やを御諮り致します。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ第二讀會に付するに決しました。

○岩崎勲君　直ちに本案の二讀會を開き三讀會を省略して委員長報告通り、即ち委員會に於て修正議決の通り、可決確定せられんことを希望致します。

〔「贊成」「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議がないものと認めます、即ち此兩案は直ちに二讀會に付し議案全部を議題と致します。

輕便鐵道法中改正法律案　第二讀會（確定議）

軌道條例中改正法律案　第二讀會（確定議）

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ三讀會を省略して委員長報告通り可決確定したることを宣告致します。

○恒松隆慶君　唯今日本勸業銀行法外二案が、委員長報告通り議了になりました、此等の問題に聯關致しまして、曩に農工銀行法中改正案を本員が提出致しましたが、此問題に付ては篤と攻究致したい考がございますので、どうか此場合本會の同意を得まして一應撤回致したいと云ふことを申出ます、どうか御許可あらんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　恒松君の撤回の議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、即ち撤回を許可せられました――日程の第七・第八、第九は同一委員に付託したる議案なるに依り、一括して議題となすに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、乃ち一括して議題とし、委員長の報告を求めます――湯淺凡平君。

○田中隆三君　是より物價調節に關する委員會を開きたいと思ひます、御許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○萩亮君　決算委員會を開きたいと思ひます、委員の諸君は決算委員室へ御集りを願ひます。

第七　刑法中改正法律案（赤尾彥作君提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第八　人權保護に關する法律案（高木益太郎君提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第九　刑事訴訟法中改正法律案（高木益太郎君提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔湯淺凡平君登壇〕

○湯淺凡平君　本案委員會の顚末を御報告致します委員會に於きましては刑法中改正法律案、人權保護に關する法律案、並に刑事訴訟法中改正法律案、此三案は其趣意に於きましても亦目的に於きましても同一性質のものでありますが故に、此三案を一括致しまして、審議を致すことに決定致しました、本案は申すまでもなく、人權の擁護に關する重大なる問題でありますが故に、委員會に於きましては愼重なる審議を盡しまして、政府に對しても屢々質問應答を致しました結果、或は協議會を開き、或は懇談會を催しまして、熟議の結果其間に於きまして修正案の起草されましたことも三回に及んだ程の次第であります、其結果此三案に對しまして一の修正案を得ましたことは、既に書類に依て御報告致した次第であります、而して修正案に對しましては、政府の方では其趣意に於ては反對はないと云ふのであります固より官吏或は之に關係する所の者が訊問を行ふとか、或は取調をなすと云ふ際に於きまして、詐言を用ひるとか或は恐嚇をなすと云ふことは許すべからざることであつて、相當の制裁を加へるのは當然の次第であるけれども、既に刑法の第百九十三條に於て、之に該當すべき規定のある以上は、又近々此刑事訴訟法の改正と云ふことが行はれるのである、政府の見込では、次の議會に於て必ず提案をしたいと云ふ希望を持つて居るのである、而して此改正案には此等に關する規定もそれぞれ包含されることであらうと思ふから、今の時に方つて現行法に改正を加へるとか、或は特別な法律案を作ると云ふやうなことをなされずとも、其目的は達せらるゝであらうと云ふのが一箇條であります、此修正案に官吏又は其職務を補助する所のものは云々とあり、而して官吏の次に公吏が入れてないと云ふことは、不公平ではないかと云ふ說が有つたのであります、併ながら此百九十三條と云ふものは諸君の御承知の如く、果して是が政府の言ふが如き唯今日々行はれて居る人權蹂躙の事實に對して、悉く適用されるや否やは頗る疑問である、此人權蹂躙の事實は每日行はれて居る然るに之に對して政府は總て百九十三條を適用したるやと質問したるに、一も其例はないと云ふ、勞々以ちまして此百九十三條がある爲に、本案の制定が不必要と云ふ議論は立たぬと思ひます、又刑事訴訟法の改正は詰り未來に屬しまして、果して次の議會に提出されるや否やと云ふことも、今日より豫見することが出來ないのであります、又提出されました所で、果して吾々の目的が達せられるや否やと云ふことも、是亦分らないのであります、夫故に此等の政府の反對は兎に角と致しまして、委員會に於きましては滿場一致を以て、此修正案は可決致したのであります、惟ふに本案と同じ性質の議案が、既に本院に於きましては、一度滿場一致を以て可決致したる所の例があるのであります、而して事は苟も人權の擁護に關する重大問題でございまするから、貴族院に於きましても雙手を擧げて御贊成になることゝ信じて居ります、右の通り御報告を申上げます、諸君の滿場一致の御贊成を希望する次第であります（拍手起る）

○中西六三郎君　議長。

○議長（大岡育造君）　中西六三郎君。

〔中西六三郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○中西六三郎君　本員は唯今委員長より報告になりましたる修正に對して、深き疑を懷きましたが故に一應質問を致して置きたいと思ふ、修正の法案は御手許にありまする通りに、獨立しましたる一箇の單行律であつて、其內容は「官吏又は之か職務を補助する者其職務を行ふに當り恐嚇又は詐言を用ひたるときは三月以下の懲役若は禁錮又は百圓以下の罰金に處す」其丈の意味合の立法である、之を約めて申

しますると、凡そ帝國に於て有ゆる官吏、司法行政其他一般の官吏若くは其官吏の職務を補助する人々が其職務を執行ふ際に當つて、如何なる動機に於ても、亦如何なる目的に於ても、苟も恐嚇或は詐言を用ひたる者は刑罰を以て律する、斯う云ふ非常な廣汎な法律である、成程恐嚇又は詐言と云ふことは不德の行爲に相違ない、常人之を爲すも亦不良でございます、苟も身官吏として、而も其職務を取扱ふに際して、恐嚇或は詐言を用ひることの忌むべきは言ふまでもない、併ながら官吏は自から其位地に對する責任のあると共に、又其裏面に於て制裁がある、所謂免職其他懲罰の途があります、常人は夫等の關係はないが、官吏には其位地に伴ふたる制裁が自から備はつて居るにも拘はらず、如何なる場合に於ても、如何なる目的に於ても、役人が嘘を言へば直ちに體刑若くは罰金を以て律すると云ふ如き、廣汎なる立法が、今日唯今如何なる程度迄必要を生じたのであるかと云ふことを疑ふのである、今日の帝國の一般の官吏の狀態に於きまして、嘘を言へば免職若くは其他の懲戒を以てして足らず、刑罰を以て之に臨まなければならないと云ふ事を、國家が認むる丈け、夫程何等か顯著なる狀態があるでござりませうか、我國の官吏は時としては、社會の實際狀態に迂遠なるが爲に、其職務の執行に迂濶の誹を動ともすれば受けることがあるが、其品性に於て其思想に於ては寧ろ吾々は他の多くの國と比して、何等遜色はないと信じて居る、此一般の官吏に向つて遽に斯の如き立法を要すると云ふ事は、本員甚だ之を疑ふ、惟ふに斯樣な修正案の生れたる其動機は、赤尾彥作君の提出に係る刑法中改正法律案、高木益太郎君の提出に係る人權保護に關する法律案、刑事訴訟法中改正法律案、此三案の委員會に於ての審査の結果が斯の如きものを生じ來つたのであるが故に、もともと司法官若くは司法警察官等が、其司法事務を取扱ふ上に於ての最近の傾向が甚だ面白からぬ爲に、之に對しての矯正の目的を以て生したる、其法案の審査の結果が此處に及んだものであるから、此修正案の內容を爲す所の趣旨は、矢張裁判檢察若くは警察事務に於て、訊問又は搜査に當つての權力行爲に付て、特段な制裁が必要を認められた爲めの意味を含んで居るのではあるまいかと思ふが、併ながら斯樣な意味に於て生れたる三案を、審査の結果棄てゝ仕舞つて、さうして新に斯の如き廣き意味の立法を致したいと云ふ以上は、一たび此法が制定されました曉には、文理解釋上矢張此廣き法文の範圍に於て、是が應用されることになる、是は私は深く考慮をせなければならないことではあるまいかと思ふ、此修正案が初めて職權を以て訊問を爲す場合、若くば搜査をする場合、何等か其場合が限定されて居りまするか、或は又其目的が指示されて居りまするか、特に多少の限定を見るならば、それに於て意味は分るが、凡そ嘘を言へば直ちに刑罰に處する、それが有ゆる役人に向つて適用されると云ふ如きは、甚だ實際の上に必要ならざる感がある、凡そ刑罰法は極めて必要な時に於て制定されるものであつて、濫りに必要ならざるに刑罰法を設くると云ふは、所謂濫刑の虞がありまして、深く愼むべき筈であらうと思ふ此の點に於て私は此の修正の眞意に付て疑を有しましたが故に、此の質問を發したので、委員長に於かれまして、委員會に於いて此の種の議論が現れたのならば、其現れた範圍に於て御說明を願へば滿足を致しまするが、若し委員會に於て唯今本員が質問する如き議論が現はれないと致しますれば、委員長が委員會の意見としての御答辯は、不便であるかも知れませぬから、左樣な場合に於きましては、委員會に於て此修正に御同意になりましたる委員諸君の誰方からなりとも御說明を仰ぎたいのであると共に、又今委員長の御報告に依ると、司法省の政府委員は大體に同意されたと承りましたが、司法省の政府委員は、現在帝國に於て官吏を取締るのに、斯の如き立法を要すると云ふことを是認して、之に同意を表されたことが果して事實でありませうか、唯今本員が質問する如き關係を、政府に於て如何に解釋さるゝかと云ふことを、政府委員より御答辯を望みます

○赤尾彥作君　議長。

○議長（大岡育造君）　赤尾君。

○湯淺凡平君　議長。

○議長（大岡育造君）　赤尾君に許しました。

○湯淺凡平君　唯今委員長に對して質問がありましたから、御答辯を申したいと思ひます。

○議長（大岡育造君）　赤尾君如何でありますか、同じことならば委員長に尋ねられたのでありますから

○赤尾彥作君　巨細に答へたら宜しい。

○議長（大岡育造君）　然らば委員長が答へられて、尙ほ不足な事があつたならば……どう云ふことになつたのでありますか赤尾君に讓られたのですか……

〔赤尾彥作君登壇〕

○赤尾彥作君　唯今中西君から、詳細なる御意見を御述べになりましての御質問でございましたから、吾々委員の考及び修正案を提出致しました目的を、簡單に御答を申上げます、此修正案が成立ちました――成案が出來ました徑路に付きましては、色々道行がございまするが、其道行に付きましては委員長から大體申上げましたから、重ねて申上げることは省きます、而して此修正案の成案を得ましたのは、要するに本員が刑法の改正案と致しまして、現行刑法の百九十五條の裁判檢察警察の職務を行ひ、又は其職務を補助する者のみに限りまして、此公務員が被告人若くは關係者に對しまして、詐言若くは恐嚇を加へました場合に、之を處罰するの目的を以ちまして、提案を致した次第でございまするが、其提案に對しまして司法當局の意嚮に依りますると、裁判檢察警察の事務に從事して居る官吏のみならず、其他現行の各法規に依りますると云ふと、被告人若くは關係者に對しまして、訊問權を有して居る所の官吏が、數限りなくある、夫等の者に對しては如何に詐言を用ひましても、又恐嚇を用ひましても、罰しないと云ふのは不公平ではありはしないかと云ふやうな意見もありまして、又吾々も考慮しました結果、試に現行の法律を調べて見ますると云ふと、間接國稅犯則者處分法の如き法律を見ますと、稅務官吏が納稅者若くは國民に對しまして、種々な訊問權を有して居るのです、是等の官吏が納稅者若くは國民に向ひまして、恐嚇又は詐言を加へて非行を行つた場合に、之を放任して置くと云ふ事は如何なものであらうかと云ふ感を持ちました、又毒物取締規則等にも被告人若くは關係者等を訊問する所の權限を或る官吏に與へてあります、其他關稅法等に於きましても同樣に訊問權がありまするので是等の官吏が其職務を行ふに當りまして、納稅者若くは國民に職權を濫用致しまして、恐嚇若くは詐言を用ひて吾々の權利を蹂躙致しました場合に之を不問に付すと云ふ事は如何なものであらうかと云ふ事を、吾々深く考慮を致しました、殊に此兩三年此方の傾向を見ますると云ふと、收稅官吏が其職權を濫用致しまして納稅義務者及吾々國民に對して、往々非行を行つて居ると云ふ事は是は周知の事實で、諸君も御承知の事と思ひます、故に刑法の百九十五條の改正を致しましたのみでは、此弊害を防ぐと云ふ事は到底出來ませぬ爲めに、修正案を――成案を拵へまして官吏處罰に關する法律案と云ふことに改めました次第であります、併ながら此官吏處罰に關する法律案と云ひましても、人民若くは納稅者等に何等の關係のない官吏同士で或は談話をし、官吏の仲間同士で多少の非行を行ひましても、さう云ふ行爲を罰すると云ふ目的ではございませぬ、要するに本修正案に依りまして罰する目的は、被告人若くは關係者に對しまして、訊問權又は搜査權を有する所の官吏、若くは之を補助する所の公務員が、其職務を行ふに當りまして、修正案の如く恐嚇又は詐言を用ひたる場合を罰すると云ふのが、成案の趣意でございまする、是丈御答致しましたならば、御分り下さつたことゝ思ひます、もう一つ政府が此案に同意した如くに御聽取になつて居るかも知れませぬが、同意したと云ふ譯ではありませぬ、唯々同じ官吏でありながら、裁判官若くは檢察事務に從事して居る者のみを罰して收稅官其他の訊問權を有して居ります者を處罰しないのは、不公平でないか、不公平な案では絕對に反對致しまするが、公平の案であるならば、表面に同意を表することは出來ませぬが、刑法の疑問の條文を疑ひなく疑問を除くと云ふことに付ては、强て反對を致さないと云ふことを申されたに過ぎない、是丈御答を申上げます（拍手する者あり）

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否やを御諮りを致します。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　二讀會を開くに御異議ないと認めます、仍て本案は二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君　此三案に付きましては、重要なる修正が報告せられてあるのでありますから、直ちに二讀會を開かず、是は制規に依り追て二讀會を開かれむことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　是は別段に今日開くと云ふ發議があつて、決を採ることでありますから、次の日程に移ります――日程第十「トラホーム」病豫防に關する建議案を議題と致します、提出者行德健男君。

第十　「トラホーム」病豫防に關する建議案（行德健男君提出）

「トラホーム」病豫防に關する建議案

「トラホーム」病豫防に關する建議

「トラホーム」病毒の我か國民に蔓延するや頗る廣汎にして產業、徵兵及海外移民に及ほす障害亦甚た大なり政府は速に適當の法令を制定し該病の豫防撲滅に努められむことを望む

右建議す

〔行德健男君登壇〕

○行德健男君　私は本案を提出致しました理由を、極めて單簡に說明を致さうと思ひます、元來此「トラホーム」と云ふ病氣は、生命に危險を及ぼすと云ふやうな病氣ではないのであります、併ながら此病毒は我國民の間に於きまして、老幼の別無く又男女の異同を問はずして、廣く蔓延して居るのであります、隨て此病毒の爲に我國家事業に障碍を及ぼして居ることも、亦決して尠なくないのでありますが、例へば此國防の充實と云ふ事に付きましても、既に二十五師團或は八八艦隊を完成すると云ふ事は、是は既定の計畫でありまして、今より將來に於て多數の兵員を要すると云ふことは、是は明かなる事であります、所が此徵兵檢査の成績に依りますると、壯丁の百人に付約二十人位の「トラホーム」患者を見出すのであります、又此「トラホーム」なるものが殊に下層民に最も多く揃つて居る所を見ますると、此下層民からして健全の兵を選出すと云ふことは、非常に困難の事であります、現に今徵兵を出して居りまする狀態を見ましても、其輕き者は矢張現役に採用して居る場合でありますからして、若し是が一旦有事の時に於きましては、非常に不衞生の生活を爲さなければならぬのでありますから、輕き病氣も重き病氣に變じて、唯々其者が兵役に堪へない者になる許りでなく、終には健全なる所の戰友にも及んで、非常なる危害を來すのであります、又今日の國情から見ましても、生產の發達或は振作をしなければならぬと云ふことは、是は申すまでもないことでありまするが、此各工業に從事して居る所の職工を調査して見まするると、多きは四十六人少くも十名の「トラホーム」患者を百人中に見ると云ふやうな狀態であります、して見ますると我國の生產の能率に向つて、どんなに損害を及して居るかと云ふことも、自ら分つて來るのであります、又我國民の蕃殖增加率から見ましても、亦大和民族の發展上から申しましても、海外に移民をすると云ふ事は最も今日必要な事でありまする、で其移民を致しまする所の場所に付て、最も有利と認められまする所は、是は北米合衆國域內と私は信じまするが、此域內に於きましては「トラホーム」患者は輸入を禁じて居るのであります、隨て此有益なる移民事業に對して「トラホーム」が障碍を及ぼすと云ふことも、亦甚だ多大なることであらうと思ふのであります、斯樣な狀態でありまするからして、此「トラホーム」なるものは、唯々個人が其疾病に惱む許りでなく、國家事業に多大の影響を及ぼすのでありますからして、此際政府に於きましては適當なる方法を設けられて、此病毒の豫防撲滅を企てられんことを希望する次第でござります、どうか滿場の諸君、御賛成を願ひたいと思ひます（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育道君）　御異議ないと認めます、仍て本案は議長指名九名の委員に付託することに致しました、日程第十一、北海道鐵道完成に關する建議案を議題と致します――提出者中西六三郎君。

第十一　北海道鐵道完成に關する建議案（中西六三郎君外二名提出）

北海道鐵道完成に關する建議案

北海道鐵道完成に關する建議

政府は時局の要求に鑑み物資の自給國防の充實を期し速に北海道鐵道完成の計畫を確立せられむことを望む

右建議す

〔中西六三郎君登壇〕

○中西六三郎君　本員は提出者の一人と致しまして本建議案提出の理由を說明致します、北海道の開拓の必要であると云ふことは、迅く朝野の間に認められて居る所でありまして、現に前期議會に於て、北海道開拓の根本をなしまする拓殖繼續計畫が議定されまして、其當時同時に鐵道の延長の必要であると云ふ事も認められて、一般の鐵道會計に依らずして北海道は特に拓殖費の中から利子の支辨をなして、北海道に限つて別に鐵道公債を拵へて延長する、左樣な特例さへも議定されて居るから、唯今に至りまして吾々が新らしく北海道の開拓の爲に鐵道の延長の必要を說く要は認めぬのでありまするが、特に新たに爰に斯の如き建議を致すと云ふことの必要に迫りましたる理由は、豫て定つて居りまする鐵道に依て、元より是が北海道の鐵道の總てであると云ふのではなく、昨年利子補給の議決を致しまする際に於きましても、此外に尙ほ鐵道院に於て鐵道會計に依らずして、北海道の鐵道は延長をすると云ふ事を條件として議決になつて居るのでありますから、定めて鐵道院に於ても今日定つたる以外に於て尙ほ能ふ限り延長の計畫をされる事であらうと思ふが併ながら此北海道の鐵道は所謂拓殖鐵道であつて、普通の普通の事情であるならば、未開の地に鐵道を架けてさうして其鐵道の効力が十分に現はれるまでには、應分の期間があるべき筈のものであるのに、近來北海道の事情は實に驚くべき勢でございまして、是は洵に喜ぶべき事でありますが、未開の地に鐵道を敷きまするると、待ち受けた如くに貨物が集ります、新らしい鐵道程却てさうであつて、奧に行けば行く程甚だしいのであります、現に近年の有樣は北海道は奧に這入ります程――言葉を換へて言へば新らしい鐵道が敷ける所程、貨物が停滯致して居る有樣であります、斯樣な次第でありますから、北海道は拓殖鐵道と云ふ名はあれども、實は鐵道經濟から申しましても、延長すればする丈け利益が伴ふのであります、殊に北海道に付ては從來定つて居る鐵道は專ら未開地の方を開く爲に、奧へ奧へと這入つて居る譯でありますが、中々鐵道が今申すやうな有樣で、貨物を吸收する爲にどうしても今日にあつては新たに工風を立てまして、迂廻をする線を拵へて、丁度復線作用を現はすやうな工風を立てなければ、唯今出來て居る鐵道自體の經濟の上に於ても、甚だ不利益であるのみならず、又其迂廻線を作りますことが、直ちに其方面に非常なる開發を促すのであります、今日斯の如き勢の時に於てこそ奮勵一番して、十分に此鐵道の延長を爲し、さうして鐵道經濟の爲に適當なる線路を撰んで、速かに此勢を助ける、是が最も急なる狀態に迫つて參つたことを見受けるのであります、それと共に豫ては單に內部の開拓と云ふことに目標を置いて、其鐵道の建設を致して居りましたが、最近に至りましては、新に一の考慮を加へなければならぬ事情を見出したのであります、それは御承知の通りに、唯今の北海道は室蘭が製鋼所を有して居りまして、武器の製造に從事して居る、又石炭が大部分北海道から出て居る、一朝有事の日に當りますれば、武器の製造所の警備と云ひ、石炭の搬出と云ふことに向つて、苟も障碍無からしむると云ふことは、國防の上に於ても缺くべからざる關係を見るに至つたのであります、殊に日露戰爭の時分には、北海道が大部閉却されて居りましたが今日の國防から申せば、北海道の守備は此等の意味に於て非常に必要である、況や其以外に食料を北海道から供給する量も亦甚だ多いのであります、故に今日は若し有事の日に當つて、北海道の鐵道が如何に活用されるかと云ふことを考へて見なければならぬやうになつたのであります、然るに武器の製造所の在る室蘭の如き、又海峽に接して居る函館の如き、小樽の如き、有事の日に當つて最も問題の發生すべき室蘭函館、小樽、此等の連絡に向つて非常に不完全である、非常に迂廻して、非常に時間を費さなければ交通が出來ない、斯う云ふ有樣である、斯の如くにして將來國防の上に於て遺憾なきや否や、本員は深く之を憂慮する、故に政府に於きまして、前段申す通りに、今の勢を利用して、內部の開發に向つて一段の効を擧げる目的に向つて、又それと共に一面は國防の上から遺憾なからしむる目的に於て、此機會に十分に北海道の鐵道は、將來如何なる方式に於て如何に延長すべきやと云ふことを、確定する事の必要を認むるのでありますが故に、特に此建議案を提出した次第であります、宜しく御賛議を希望致します

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議がないと認めます、即ち本案は議長指名を以て、九名の委員に付託することに決します――日程第十二、壹岐對島本土間交通運輸の設備に關する建議案を議題と致します、委員長不在に付、理事秋田寅之介君、

第十二　壹岐對島本土間交通運輸の設備に關する建議案（牧山耕藏君外二名

提出）　（委員長報告）

〔秋田寅之介君登壇〕

〔拍手起る〕

○秋田寅之介君　本案の委員會の經過及結果を御報告致します、本案に付きまして委員會を開きますること前後四回でありました、而して各委員は熱心に研究せられ、十分の質問應答をされたのであります又愼重に審議を致されたのであります、而して此委員會は、本案に對しましては、一致を以て可決したのであります、今質問應答の概要を說明致しますれば、委員會は遞信省政府委員の出席は勿論でありますが、其政府委員の外に、陸軍省の政府委員の出席も求めたのであります、是は諸君の御承知の如く、對島には陸海軍共國防の設備があるのでありますから、國防上の見地から、本案に對する當局の意見を聽く必要があると思つたからであります、就中陸軍は警備隊及重砲大隊等がありまして、夫等の交通機關は、唯今建議案になつて居る所の航路の一つがあるのみであります、然るに陸軍省よりは山田陸軍次官が御出席になつたのであります、仍て各委員は本案に對する陸軍省の意見を聽かれたのである、然るに陸軍當局は、本案は最も必要のことであり、一日も早く此航路の完備が出來ることを希望するのであると云ふやうな御說明であつたのであります、是に由つて之を觀まするも本案が如何に必要なるかと云ふ事は此陸軍次官の御說明に依つても明かなものであります、又大正五年十二月十八日、中田侍從武官が柴師團長閣下を隨行として、對島に御出でになつたのである、然るに其時も其船の小さいこと、老朽船なることに付て酷く御感じになつて、此重要なる要衝に斯る不完備なる交通機關では、到底陸海軍の國防上に於ても甚だ滿足することが出來ぬと云ふのであつて、是は極端なる說かも知れませぬが、自分が歸つたらば宮內大臣に其事を申して、此航路の完備を圖ると云ふこと迄も言はれたと云ふことであります、本案に對しまして遞信省政府委員は、至極尤もの建議案であると云ふことを認めて居るが、此等の事は地方廳及大藏省との關係に依てやることであるから、遞信省が直ちに承認すると云ふことの言明の出來ぬのを、甚だ遺憾とする所であると云ふことを仰せになつたのである、併ながら必要と云ふことは認めて居るのであるから、直ちに調査に著手して十分に取調の上、一日も早く此建議案の趣旨に副ひたいと云ふ意味を以て言明されたのであります、本案に對しては、既に提案者より本會議に於て大要述べられ、又建議案の理由書等にも概略記載してありますから、本員は此所で繰返して說明を致すことは省きます、唯々二三要點を御參考迄に申上げたいと思ふのであります、それは壹岐對島の如き離島に、他に航路補助若くば航海の完備に付て補助して居る所の例があるかと云ふことでありますが、是は諸君御承知の如く、本年の豫算にも編製されてあります小笠原諸島、沖繩諸島、鹿兒島縣の大島、近くは島根縣の隱岐の如き例があるのであります、第二には此航海が一朝杜絕することになりますると、毎日受けて居る所の郵便物、出す所の郵便物、是等は直ちに往復することが出來ないのであります、又陸軍が如何に急用があつて、此警備隊及重砲大隊に對して書信をせんとせられても、電信の外は更に出來ぬのであります、又長崎縣廳が對馬島廳に對して、命令監督をなさんとしても、其船が無ければ直ちに監督の上に故障を生ずるのであります、又司法官憲が司法權の執行に關しまして、それを行ふことが出來ぬと云ふことになるのであります、況や殖產興業に於ける損害は實に大なるものであります、前申上げまするやうな次第でありますから、委員會は滿場一致を以て可決したのであります、願くは滿場の諸君に於かれましても御贊成下されまして、滿場一致を以て可決あらんことを切に希望致します、此段報告致します（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は委員長代理秋田君の報告通り可決せられんことを希望致します。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　本案を採用するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ本案は可決となりました、日程第十三乃至第三十一は請願特別報告なるを以つて、例に依り一括議題となし、委員長の報告を求めます——委員長板東勘五郎君。

第十三　（特別報告第六十二號）田畑地價特別修正の請願外二件　（委員長報告）

第十四　（特別報告第六十三號）田畑地價修正に關する請願外百四十件　（委員長報告）

第十五　（特別報告第六十四號）元木元稅務署復舊の請願　（委員長報告）

第十六　（特別報告第六十七號）網走港修築速成の請願　（委員長報告）

第十七　（特別報告第六十八號）大淀川治水速成の請願　（委員長報告）

第十八　（特別報告第六十九號）大阪港に於て輸入獸類の檢疫開始の請願　（委員長報告）

第十九　（特別報告第七十號）農會令改正の請願　（委員長報告）

第二十　（特別報告第七十二號）祖式村に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十一　（特別報告第七十三號）上市村井村に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十二　（特別報告第七十四號）安東奉天間に長距離電話架設の請願　（委員長報告）

第二十三　（特別報告第七十五號）佐馬地村白地に區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）

第二十四　（特別報告第七十六號）下城井村安武に登記所設置の請願　（委員長報告）

第二十五　（特別報告第七十七號）鵜川村に登記所設置の請願　（委員長報告）

第二十六　（特別報告第七十八號）世知原村に區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）

第二十七　（特別報告第七十九號）豊頃村に區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）

第二十八　（特別報告第八十號）大淵村に區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）

第二十九　（特別報告第八十一號）岩見澤に區裁判所設置の請願　（委員長報告）

第三十　（特別報告第八十二號）元靜岡地方裁判所沼津支部復舊の請願　（委員長報告）

第三十一　（特別報告第八十三號）元三本松區裁判所復舊の請願　（委員長報告）

〔板東勘五郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○板東勘五郎君　前回の御報告に引續きまして、請願委員會の審査の結果を申上げます、矢張此件名數を申述べまして、請願者の氏名並に紹介議員の御氏名は自ら速記に載せることに致したうございます、日程の第十三、田畑地價特別修正の請願外二件、日程第十四、田畑地價修正に關する請願外百四十件、此趣意は孰も同一であります、前者は山形縣東田川郡廣瀨村に限つての請願、後者は日本全國に對しての地價修正の請願であります、其趣意は孰も明治當初の不完全なる地價の制定が今日に及びまして、時勢の變遷と共に幾多の打算的異動を生じて居ること は、當然のこと、故に現在の地租は偏重偏輕を免れない事實になつて居ります、故に地價修正を致しまして、一般國民の負擔の均衡を希望すると云ふことは、洵に理由ある論として、且つ一般國民の希望する所であります、此意味に於きまして此二つの請願は採擇を致しました、日程第十五、元木元稅務署復舊の請願、曾て在りました稅務署を廢せられまして今時勢の進步と共に復舊を致したいと云ふ理由の下に採擇を致しました、日程第十六、網走港修築速成の請願、此港は大正十年よりして修築すべき計畫になつて居りますものを、之を年度を繰上げて貰ひたいと云ふ請願の趣意であります、彼の地の現在の發展の模樣並に急激なる產物の增加に伴ふ事情に付きまして、尤もな事と致しまして審査の末採擇することに決定致しました、日程第十七、大淀川治水速成の請願、宮崎縣の川でありまして、曾て是は第一期川に繰込みまして設計を立てたものでありますが、或事情の爲に第二期川になつて居ります故に、速に此治水の速成を圖りたいと云ふ請願、尤もな事と致しまして採擇を致しました、日程第十八、大阪港に於て輸入獸類の檢疫開始の請願、海外よりして內地へ輸入しまする獸類に付きましての、檢疫所は現在日本全國で六箇所許り置かれて居ります、獨り大阪

港には此設備がありませぬ、殊に大阪は食肉の需要が益々增加致しまするので、是非共大阪の港へ直接に獸肉の輸入を希望すると云ふことは、洵に尤もな次第故に是は其理由に依りまして採擇することに決定を致しました、此事に付きましては、附けて申述べ置きまするが、當局の意見を徵しました時に、內務省は之に同意を致しましたが、兎角農商務省はまた何とも態度が決まりませぬ、故に此必要なる理由に依りまして採擇を致し、且つ本議に於て決定致しますれば、無論政府も國民の聲として此請願に對する趣旨を實行することにならうと存じます、日程第十九、農會令改正の請願、農會の費用を彼の商業會議所の如く未納者に對して滯納處分法に據らうと云ふ請願でありまして、審査の末是は採擇することに決定致しました、日程第二十、祖式村に郵便局設置の請願、第二十一上市村井村に郵便局設置の請願、孰れも時勢の發展と共に必要として採擇致しました日程第二十二、安東奉天間に長距離電話架設の請願是は現在に於きましては長距離電話の設備が無いのであります、政府に於きましても此事を憂へまして現在ある大連から長春に至る本線路を擴張致しまする目的であります、其擴張に伴ひまして、是等の長距離電話の設備も追々やつて行くと云ふことの次第でありました、其理由に依りまして之を採擇を致しました、日程の第二十三、佐馬地村白地に區裁判所出張所設置の請願、第二十四、下城井村安武に登記所設置の請願、第二十五、鵜川村に登記所設置の請願第二十六、世知原村に區裁判所出張所設置の請願第二十七、豐頃村に區裁判所出張所設置の請願、第二十八、大淵村に區裁判所出張所設置の請願、第二十九、岩見澤に區裁判所設置の請願、第三十、元靜岡地方裁判所沼津支部復舊の請願、第三十一、元三本松區裁判所復舊の請願、是は孰れも地方の發展と共に登記事務の增加するに從ひ、是非此處に裁判所出張所を設置し、若くは曾て廢せられたるものを復舊すると云ふ意味に於ての請願、審査の上尤もと致しまして孰れも採擇を致しました、本日の御報告は是で了ります。

特別報告第六十二號

意見書

請願文書表第四三八號

田畑地價特別修正の請願　山形縣東田川郡廣瀨村大字高寺字南畑三十三番地平民農山本文吉外二十八名呈出（紹介議員伊東知也君）

同　第四三九號

同上　山形縣東田川郡廣瀨村大字上野新田字上臺八番地平民農小林治郎右衛門外三十七名呈出（紹介議員伊東知也君）

同　第四四〇號

同上　山形縣東田川郡廣瀨村大字猪俣新田字田屋前八十一番地平民農渡邊米治外十六名呈出（紹介議員伊東知也君）

右請願の要旨は山形縣東田川郡廣瀨村所在の請願人等所有の土地は地質最劣等の腐蝕地にして收穫甚少く且氣候交通運輸治水の點より見るも農耕地として其の價値甚た少きに拘らす地租改正の當時評價を誤られ爲に地價格外に高く從て公課の負擔重きに過き困難一方ならす依て前記地方の地價等級を特別に修正し以て負擔を輕減せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第六十三號

意見書

請願文書表第五三四號

田畑地價修正に關する請願　滋賀縣阪田郡長濱町大字田四十六番地平民農藤田友次郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五三五號

同上　滋賀縣阪田郡南鄕村大字宮司四百七十五番地平民農川村藤太外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五三六號

同上　滋賀縣阪田郡春照村大字村木四十六番屋敷平民農和田幸太郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五三七號

同上　滋賀縣阪田郡入江村大字梅ケ原百十六番屋敷平民農西山彌左衛門外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五三八號

同上　滋賀縣滋賀郡柏原村大字梓河內九番屋敷平民農山澤寬一外二十一名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五三九號

同上　滋賀縣阪田郡息長村大字能登瀨百三番屋敷平民農杉本專右衛門外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五四〇號

同上　滋賀縣阪田郡息鄕村牛打六十四番屋敷平民農澤邊治郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五四一號

同上　滋賀郡滋賀郡石山村大字平津十三番屋敷平民農井上吉次郎外十八名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五四二號

同上　滋賀縣滋賀郡和邇村大字栗原八番屋敷平民農德岡吉之助外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五四三號

同上　滋賀縣滋賀郡堅田町大字本堅田百七十六番屋敷平民農北村政男外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五四四號

同上　滋賀縣滋賀郡木戸村大字南船路一番屋敷平民農田中宇吉外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五四五號

同上　滋賀縣滋賀郡小松村大字北比良六十六番屋敷平民農伊藤久右衛門外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五四六號

同上　滋賀縣滋賀郡雄琴村大字雄琴八百十九番地平民農三上與三吉外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五四七號

同上　滋賀縣蒲生郡武佐村大字武佐六百六十四番地平民農峰谷良祐外十九名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五四八號

同上　滋賀縣滋賀郡老蘇村大字內野百十九番屋敷平民農藤井覺次郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五四九號

同上　滋賀縣蒲生郡安土村大字中屋三十二番屋敷平民農島川吉太郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五五〇號

同上　滋賀縣滋賀郡平田村大字上平木八十六番屋敷平民農木村安治良外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五五一號

同上　滋賀縣蒲生郡島村大字圓山三十三番地平民農辻新五郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五五二號

同上　滋賀縣滋賀郡鏡山村大字西川三十四番平民農小澤三右衛門外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五五三號

同上　滋賀縣滋賀郡東櫻谷村大字原二十三番屋敷平民農中西丑之助外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五五四號

同上　滋賀縣蒲生郡岡山村大字加茂四十二番地平民農岡田彌惣吉外十九名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五五五號

同上　滋賀縣蒲生郡市原村大字甲津畑千百八十九番地平民農山中重吉外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五五六號

同上　滋賀縣蒲生郡朝日野村大字鑄物師四十九番屋敷平民農森田長次郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五五七號

同上　滋賀縣滋賀郡西櫻谷村大字蓮花寺九百八十三番地平民農奧野直吉外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五五八號

同上　滋賀縣蒲生郡南北都佐村大字清田五十八番屋敷平民農清水安治郎外十五名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第五五九號

同上　滋賀縣蒲生郡金田村大字上田百九番屋敷平民農木本重太郎外二十四名呈出（紹介

議員望月長夫君）
同　第五六〇號
同上　滋賀縣滋賀郡八幡町新町二丁目六番地平民農森五郎兵衞外十九名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五六一號
同上　滋賀縣滋賀郡錢掛村二百三十六番屋敷平民農脅田善兵衞外十八名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五六二號
同上　滋賀縣滋賀郡北比都佐村大字内池六十四番屋敷平民農谷七右衞門外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五六三號
同上　滋賀縣蒲生郡櫻川村大字平林四十四番屋敷平民農小林友吉外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五六四號
同上　滋賀縣蒲生郡苗村大字鵜興丁三番屋敷平民農田善治郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五六五號
同上　滋賀縣蒲生郡馬淵村大字馬淵六十七番屋敷平民農中原忠右衞門外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五六六號
同上　滋賀縣東淺井郡竹生村大字小觀音寺四十五番地平民農寺澤三雄外十名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五六七號
同上　滋賀縣滋賀郡朝日村大字山本四十七番屋敷平民農島崎平十郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五六八號
同上　滋賀縣甲賀郡柏木村大字泉五百一番地平民農田代案吉外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五六九號
同上　滋賀縣甲賀郡北杣村大字牛飼九百六番平民農池村茂右衞門外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五七〇號
同上　滋賀縣野洲郡北里村大字江頭七百七十二番地平民農井狩一郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五七一號
同上　滋賀縣野洲郡守山町大字守山六十四番屋敷平民農大道誠治外十五名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五七二號
同上　滋賀縣野洲郡速野村大字木濱二千四番地平民農田中良吉外二十二名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五七三號
同上　滋賀縣滋賀郡笠縫村大字集五百二番地平民農今井與三郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五七四號
同上　滋賀縣滋賀郡仰木村百十一番屋敷平民農三上彌市外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五七五號
同上　滋賀縣滋賀郡伊香立村大字北在地三十九番屋敷平民農藤田清兵衞外二十三名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五七六號
同上　滋賀縣滋賀郡眞野村大字眞野五百十三番地平民農中村與外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五七七號
同上　滋賀縣滋賀郡下坂本村大字下坂本二千二百二十一番地平民農山本茂外十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五七八號
同上　滋賀縣滋賀郡滋賀村大字滋賀里九十六番屋敷平民農白子庄五郎外十五名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五七九號
同上　滋賀縣栗太郡大石村大字曾束四十七番屋敷平民農上木藤治郎外二十三名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五八〇號
同上　滋賀縣東淺井郡七尾村大字相模庭九十三番屋敷平民農山田博士外十九名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五八一號
同上　滋賀縣東淺井郡下草野村大字北ノ郷三番屋敷平民農草野藤吉外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五八二號
同上　滋賀縣東淺井郡虎姫村大字五二十二番屋敷平民農大村常吉外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五八三號
同上　滋賀縣東淺井郡速水村大字速水九十番屋敷平民農柴辻貞次郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五八四號
同上　滋賀縣東淺井郡上草野村大字鍛冶屋百四十五番屋敷平民農草野文彌外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五八五號
同上　滋賀縣東淺井郡大郷村大字細江七十五番屋敷平民農森宇三郎外二十六名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五八六號
同上　滋賀縣滋賀郡小原村二百九番地平民農山本勘作外十六名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五八七號
同上　滋賀縣甲賀郡朝宮村大字上朝宮九百四十九番地平民農植西治三外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五八八號
同上　滋賀縣甲賀郡宮村大字野川四百三番地平民農北田庄吉外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五八九號
同上　滋賀縣甲賀郡油日村大字五反田千四百六番地平民農片淵初太郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五九〇號
同上　滋賀縣甲賀郡三雲村大字夏見千四百七十三番地平民農小林佐衞外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五九一號
同上　滋賀縣甲賀郡南杣村大字新治千二百六十二番地平民農國本鶴松外十三名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五九二號
同上　滋賀縣滋賀郡岩根村大字正福寺二百一番地平民農中村善四郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五九三號
同上　滋賀縣滋賀郡雲井村大字牧四百一番地平民農田村竹藏外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五九四號
同上　滋賀縣甲賀郡大原村大字櫟野千百三十三番地平民農山本常治良外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五九五號
同上　滋賀縣東淺井郡小谷村大字上山田四十四番屋敷平民農淸水善次郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五九六號
同上　滋賀縣東淺井郡田根村大字高畑四百六番地平民農松浦爲三外二十二名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五九七號
同上　滋賀縣東淺井郡湯田村大字内保九十七番屋敷平民農木田外吉外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五九八號
同上　滋賀縣甲賀郡大野村大字頓宮百三十四番地平民農前田久治外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第五九九號
同上　滋賀縣甲賀郡下田村三千三百三十三番地平民農植西仙助外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第六〇〇號
同上　滋賀縣甲賀郡貴生川村二百八十六番地平民農橋本伊藏外二十三名呈出（紹介議員望月長夫君）
同　第六〇一號
同上　滋賀縣滋賀郡石部町大字石部四千五百三十三番地平民農里内松太郎外二十四名呈

出（紹介議員望月長夫君）

同　第六〇二號
同上　滋賀縣甲賀郡伴谷村大字八田三百十四番地平民農宮路茂兵衞外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六〇三號
同上　滋賀縣滋賀郡山内村大字黑川千六百二十九番地平民農馬場多助外二十三名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六〇四號
同上　滋賀縣甲賀郡佐山村大字小佐治二千九十八番地平民農樽山濱藏外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六〇五號
同上　滋賀縣滋賀郡多羅尾村八百八十番地平民農平田熊太郎外十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六〇六號
同上　滋賀縣甲賀郡寺庄村大字寺庄七百七十六番地平民農中築權重郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同・第六〇七號
同上　滋賀縣高島郡水尾村大字鴨千二百二十七番地平民農林吉治郎外九名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六〇八號
同上　滋賀縣高島郡川上村大字濱分六十二番屋敷平民農岩佐定一外二十一名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六〇九號
同上　滋賀縣滋賀郡三谷村角川五十五番屋敷平民農中井庄吉外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六一〇號
同上　滋賀縣滋賀郡新儀村大字新庄三十一番屋敷平民農桑原喜六外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六一一號
同上　滋賀縣高島郡饗庭村大字饗庭三千九百四十九番地平民農富田甚次郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六一二號
同上　滋賀縣阪田郡神照村大字川崎三十三番屋敷平民農中井淸吉外二十名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六一三號
同上　滋賀縣滋賀郡西黑田村大字名越十七番屋敷平民農片山甚太郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六一四號
同上　滋賀縣飯田郡伊吹村大字上野五十四番屋敷平民農松井孝治郎外十三名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六一五號
同上　滋賀縣高島郡百瀨村大字辻二十二番屋敷平民農高屋吉三郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六一六號
同上　滋賀縣高島郡廣瀨村七十五番平民農赤塚又三郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六一七號
同上　滋賀縣高島郡西庄村大字寺久保五百三十五番地平民農西川文三郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六一八號
同上　滋賀縣高島郡安曇村大字田中二百九番屋敷平民農西川宗一外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六一九號
同上　滋賀縣滋賀郡大溝町大字勝野四百五十九番屋敷平民農山田鶴吉外十三名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六二〇號
同上　滋賀縣滋賀郡青柳村大字青柳百九番屋敷平民農藤井藤一郎外七名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六二一號
同上　滋賀縣高島郡今津町大字今津百八十三番地平民農西川文次郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六二二號
同上　滋賀縣滋賀郡海津村大字海津二百四十六番屋敷平民農井花伊右衞門外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六二三號
同上　滋賀縣高島郡劍熊村大字小荒路四十五番屋敷平民農射庭庄造外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六二四號
同上　滋賀縣神崎郡八日市町大字八日市百四十番屋敷平民農平井新兵衞外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六二五號
同上　滋賀縣神崎郡建部村大字上日吉三十六番屋敷平民農南惣八外二十三名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六二六號
同上　滋賀縣神崎郡山上村大字山上二百五十番屋敷平民農小川淸市郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六二七號
同上　滋賀縣神崎郡北五個莊村大字宮莊百二十七番屋敷平民農竹中喜兵衞外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六二八號
同上　滋賀縣神崎郡栗見莊村大字新宮九十六番屋敷平民農上田與平外十一名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六二九號
同上　滋賀縣滋賀郡能登川村大字能登川六百一番地平民農宮川義兵衞外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六三〇號
同上　滋賀縣神崎郡八幡村大字長勝寺四十四番屋敷平民農上林喜藏外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六三一號
同上　滋賀縣神崎郡栗見村大字福堂七番屋敷平民農富江庄右衞門外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六三二號
同上　滋賀縣神崎郡五峰村字佐生三十八番屋敷平民農田附太郎兵衞外十九名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六三三號
同上　滋賀縣伊香郡伊香具村大字北布施二百二十三番地平民農二宮喜之助外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六三四號
同上　滋賀縣伊香郡永原村大字大浦六百三十二番地平民農小川一夫外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六三五號
同上　滋賀縣伊香郡高時村大字小山二十九番屋敷平民農奥村定吉外十八名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六三六號
同上　滋賀縣伊香郡南富永村大字阿閉八十八番屋敷平民農阿閉傳次郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六三七號
同上　滋賀縣伊香郡北富永村大字雨森五十六番屋敷平民農荒木友一郎外十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六三八號
同上　滋賀縣伊香郡鹽津村大字鹽津濱百九十四番屋敷平民農澤田恒太郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六三九號
同上　滋賀縣伊香郡片岡村大字東野九番屋敷平民農野崎木四郎外九名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六四〇號
同上　滋賀縣伊香郡餘呉村大字坂口四百三十五番地平民農東野太治郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六四一號
同上　滋賀縣伊香郡木之本村大字木之本二百六十三番屋敷平民農安達德次郎外十九名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六四二號
同上　滋賀縣伊香郡七郷村大字磯野四百九十二番地平民農嘉瀨井新次郎外九名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六四三號
同上　滋賀縣愛知郡稻枝村大字三津五十五番屋敷平民農辻吉郎平外二十四名呈出（紹介

議員望月長夫君）

同　第六四四號
同上　滋賀縣滋賀郡秦川村大字上蚊野四百六十二番地平民農水野仲治外二十五名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六四五號
同上　滋賀縣滋賀郡豐國村大字平居百九十八番地平民農楠神與惣治外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六四六號
同上　滋賀縣愛知郡日枝村大字吉田二百十五番屋敷平民農三木外治郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六四七號
同上　滋賀縣愛知郡愛知川町大字愛知川十四番屋敷平民農塚本貞次郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六四八號
同上　滋賀縣愛知郡西小椋村大字外七百十番地平民農池田太藏外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六四九號
同上　滋賀縣愛知郡豐椋村大字池庄九十四番地平民農中澤庄右衛門外十九名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六五〇號
同上　滋賀縣愛知郡八木莊村大字蚊野外六番屋敷平民農高橋清助外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六五一號
同上　滋賀縣愛知郡西押立村大字南菩提寺四番屋敷平民農小島長治良外十九名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六五二號
同上　滋賀縣滋賀郡福滿村大字平田七十三番屋敷平民農谷澤寅吉外十八名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六五三號
同上　滋賀縣犬上郡[illegible]山村大字清崎百二番屋敷平民農西村善五平外二十名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六五四號
同上　滋賀縣犬上郡西甲良村大字下之郷百十三番屋敷平民農上野仲次郎外十二名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六五五號
同上　滋賀縣滋賀郡久德村大字久德七十六番地平民農小菅吉三外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六五六號
同上　滋賀縣滋賀郡千本村大字大堀百三十一番屋敷平民農小堀半彌外二十名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六五七號
同上　滋賀縣滋賀郡多賀村大字多賀四十八番屋敷平民農川南儀十郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六五八號
同上　滋賀縣滋賀郡滋賀村百十二番地平民農秋口惣太郎外二十名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六五九號
同上　滋賀縣滋賀郡豐郷村大字安食西八百七十二番地平民農北川嘉平外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六六〇號
同上　滋賀縣犬上郡北青柳村大字大藪二十四番屋敷平民農北村惣太外十七名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六六一號
同上　滋賀縣滋賀郡芹谷村大字甲以倉十六番屋敷平民農庵松次郎外十一名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六六二號
同上　滋賀縣滋賀郡磯田村大字八阪百四十九番屋敷平民農橋田重平外二十二名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六六三號
同上　滋賀縣滋賀郡日夏村百五十五番屋敷平民農北川吉郎平外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六六四號
同上　滋賀縣滋賀郡南青柳村大字甘呂五番屋敷平民農神谷岩松外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六六五號
同上　滋賀縣栗太郡上田上村大字牧五十八番屋敷平民農古田龜吉外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六六六號
同上　滋賀縣阪田郡法性寺村大字世繼百五十八番屋敷平民農北村吉彌外十六名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六六七號
同上　滋賀縣阪田郡日撫村大字顏戸六十六番屋敷平民農竹中新次郎外十名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六六八號
同上　滋賀縣阪田郡醒井村大字枝折八十一番屋敷平民農野瀨甲助外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六六九號
同上　滋賀縣滋賀郡六莊村大字下坂中六番屋敷平民農梅本周吉外二十三名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六七〇號
同上　滋賀縣阪田郡神田村大字加田二百二十四番屋敷平民農坂松太郎外二十一名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六七一號
同上　滋賀縣阪田郡東黑田村大字本郷三百五十五番地平民農高畑友吉外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六七二號
同上　滋賀縣滋賀郡北郷里村大字堀部三百四番地平民農森外治郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六七三號
同上　滋賀縣阪田郡大原村大字小田三十番屋敷平民農箕浦相教外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

同　第六七四號
同上　滋賀縣阪田郡鳥居本村大字鳥居本二百四番屋敷平民農森居嘉一郎外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

右請願の要旨は田畑の地價は文物制度未た整はす各地物價を異にせる明治の初期に於て粗漫なる調査に依り制定せるものなれは或は重きに過き或は輕きに過き國民負擔の衡平を失すること尠しとせす依て政府は曩に之か修正を行ひたるも全國を通し尙其の差甚しく怨嗟の聲盛なり是れ制度の不備に原因し實に聖代の恨事たり殊に近時農村の困憊愈甚し依て高率に過くるものは之を引下け地價を修正し全國負擔の衡平を期せしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第六十四號

意見書

請願文書表第四五九號

元木本税務署復舊の請願　三重縣南牟婁郡木本町百三十五番地平民魚商南爲太郎外六百八十二名呈出（紹介議員堀川美哉君外四名）

右請願の要旨は三重縣下元木本税務署は大正二年廢止せられたるも該税務署の舊管轄區たる南牟婁郡は地租其の他の國税合計十六萬五千圓に上り海陸の産物に富み商業盛にして納税事務亦繁多なり然るに其の位置縣の南端に偏在し交通至難なるか爲之を尾鷲税務署の管轄に屬せしむるは郡民六萬三千人の均しく不利不便とする所なり依て元木本税務署を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第六十七號

意見書

請願文書表第五三〇號

網走港修築速成の請願　北海道北見國網走郡網走町大字北見町中通一丁目六番地平民回漕業遠藤勘兵衛外三百七十七名呈出（紹介議員東武君外一名）

右請願の要旨は北海道北見國網走港は鐵道の敷設以來急激の發展を爲し海陸聯絡設備の完成は刻下の急務なり然るに北海道拓殖案改訂の結果該港修築著手期を繰延へ大正十年と爲したるは同道の一大寶庫たる網走斜里常呂紋別の四部落即ち面積七百二方里の富源の開發上は固より船舶避難の目的

より觀て最遺憾と爲す所なり依て前記網走港修築期を繰上け大正八年度より著手せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第六十八號

意見書

請願文書表第五三二號

大淀川治水速成の請願　宮崎縣宮崎郡宮崎町大字上別府二千百十三番地士族公使加藤七五郎外二十名呈出（紹介議員長峰與一君）

右請願の要旨は大淀川は源を大隅に發し流程二十三里河口に赤江港を控へ宮崎縣下の巨川なるも上流河岸の崩壞甚しく土砂河口に堆積し爲に沿川地方の被害は固より赤江港の價値を減殺すること尠しとせす然るに政府は曩に第一期河川たりし同川を第二期河川に繰下けたるは實に遺憾とする所なり依て前記大淀川の改修を速成せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第六十九號

意見書

請願文書表第七〇五號

大阪港に於て輸入獸類の檢疫開設の請願　大阪府中河內郡布忍村字更地五十六番地平民屠畜業藤井留次郎外二十四名呈出（紹介議員金澤仁作君外一名）

右請願の要旨は現時大阪市及其の附近の食用牛中朝鮮及支那より輸入するものは大阪港に獸類檢疫の設備なき爲神戶又は敦賀等既設檢疫港に輸入し更に之を大阪に輸送せさるへからす且生牛は檢疫の必要上長期間繫留せらるゝ結果瘠瘦し屠肉は輸送の間變質して大に其の價値を減するに拘らす途中積卸の爲種々の經費を增加し不利尠からす依て速に大阪港に於て輸入獸類の檢疫所を開設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第七十號

意見書

請願文書表第四三六號

農會令改正の請願　新潟縣農會總會議長新潟縣農會副會長本間新作呈出（紹介議員山本悌二郎君外一名）

右請願の要旨は現行農會令に於ては農會は會費滯納者に對し强制徵收の途なき爲資金の缺乏を來し所期の効果を擧くる能はす又町村農會は其の總會の會員全部を以て之を組織するか爲往々にして出席者定數に滿たす開會に至らさることあるは事業施行上支障尠からす依て農會令を改正し以て會費滯納者に對しては國稅滯納者處分の例に依り之を徵收せしめ又町村農會總會を代議組織に改め經費豫算事業の施行方法並會費分賦收入方法等は代議員をして協議せしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第七十二號

意見書

請願文書表第四六九號

祖式村に郵便局設置の請願　島根縣邑智郡祖式村長布野哲爾外十一名呈出（紹介議員恒松隆慶君）

右請願の要旨は島根縣邑智郡祖式村は人口二千五百を有し農林產物に富み交通至便にして地方物貨の集散地たり而して近く山陰縱貫鐵道開通の曉に於ては郵便事務益繁多なるへきも川本局の所管に屬し江川を隔つるのみならす三里餘の道程ある爲附近町村の通信にも往復一週日を費さゝるへからす住民は此の不利不便を避けむか爲特殊郵便は勿論普通郵便にして急を要するものは所管外の郵便局に於て之を辨するを常とす而も此等の所在地は最近距離と雖尙二里餘を有す依て前記祖式村に郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第七十三號

意見書

請願文書表第五二五號

上市村井村に郵便局設置の請願　岡山縣阿哲郡上市村長石垣直人呈出（紹介議員西村丹治郎君）

右請願の要旨は岡山縣阿哲郡上市郵便局の管轄區域に屬する上市村大字井村の內字足立、田曾、芋原、吉川の部落は同局を距ること二里半乃至三里なり就中字足立の地は戶數四十有餘にして諸般の便宜を占め且北米合衆國に移住せるもの三十有餘に上り巨額の送金を受領しつつあるのみならす一般通信事務に付人口稀にして三里餘を隔つる郵便局に至らさるへからさるは關係住民の苦痛とする所なり又隣接釜郵便局の管轄區域に屬する神代村大字油野は地域廣濶にして所轄釜郵便局に至るに二里乃至三里の行程を有し關係住民の苦痛尠からす依て前記上市村の足立以下の諸部落並神代村一圓を集配區域とする郵便局を上市村大字井村字足立に設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第七十四號

意見書

請願文書表第二三一號

安東奉天間に長距離電話架設の請願　安東商業會議所會頭中野初太郎呈出（紹介議員一宮房治郎君）

右請願の要旨は安東及奉天方面は近時著しく發展し從て滿洲各地との交通關係愈繁多ならむとす然るに未た安東奉天間に長距離電話の設備なきは滿蒙經營上又は殖民政策上遺憾とする所なり依て速に安東奉天間に長距離電話を架設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第七十五號

意見書

請願文書表第四一一號

佐馬地村白地に區裁判所出張所設置の請願　德島縣三好郡佐馬地村長高橋虎三郎外一名呈出（紹介議員秋田淸君）

右請願の要旨は德島縣三好郡佐馬地村大字白地に在りし脇町區裁判所出張所は大正三年六月廢止せられたるも該出張所所在地方は土地廣くして人口多く登記件數亦從て尠からす而も所轄池田出張所所在地とは數里を距つるのみならす民情風俗を異にし關係人民の不便大なり依て佐馬地三繩兩村を管轄區と爲し佐馬地村大字白地に脇町區裁判所白地出張所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第七十六號

意見書

請願文書表第二三七號

下城井村安武に登記所設置の請願　福岡縣築上郡下城井村長佐藤五六郎外一名呈出（紹介議員藏內次郎作君）

右請願の要旨は福岡縣築上郡下城井村は所轄椎田登記所に至るに距離遠くして村民の不利不便尠からす曩に該村に登記所新設の義を請願し幸に採擇せられたる所なるを以て速に前記下城井村安武に登記所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第七十七號

意見書

請願文書表第四七二號

鵜川村に登記所設置の請願　秋田縣山本郡鵜川村長三浦駒藏外二十五名呈出（紹介議員高橋本吉君）

右請願の要旨は秋田縣山本郡鵜川村は郡の南部に位し八郎湖の北岸に瀕し奧羽國道及男鹿半島より森岳驛に通する要路に衝り運輸交通頗頻繁を極め戶數七百五十人口五千有餘耕地八百四十八町步餘を有し郡內二十六箇町村中第二位を占め各種商工業亦進步發展して人生必要の機關概ね備はらさるはなし然るに獨り權利義務の確保に大なる關係を有する登記所の設置なきのみならす所轄裁判所との距離遠くして不利不便甚しきものあり依て能代區裁判所所管中濱口村及森岳出張所所管中鵜川村を分離合併し前記鵜川村大字鵜川に登記所を設置

せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第七十八號

意見書

請願文書表第五二六號

世知原村に區裁判所出張所設置の請願　長崎縣北松浦郡世知原村長久田玄三郎呈出（紹介議員中倉萬次郎君）

右請願の要旨は長崎縣北松浦郡世知原村は戶數八百人口四千全面積二千六百餘町歩を有するも山間の僻邑にして四面山を以て圍繞し自ら別天地を劃せり從て道路峻險外間との交通甚た不便にして而も登記件數は一箇年數千件の多きに達し村民の苦痛多大なるものあり依て前記世知原村に區裁判所出張所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第七十九號

意見書

請願文書表第六九五號

豐頃村に區裁判所出張所設置の請願　北海道中川郡豐頃村平民運送業岸田貞治郎外十二名呈出（紹介議員小池仁郎君）

右請願の要旨は北海道十勝國中川郡豐頃村は面積二十五方里を有し悉く農耕に適し興復社、農場等あり殊に札釧鐵道の開通以來漸次繁盛を來し同村民の申請に係る登記事件は每年一千を算せむとし當局亦夙に同村に登記所設置の必要を認めたりと聞く加之廣漠なる同村原野の開發を見むか登記事務愈劇增すへきや明なり然るに其所轄登記所は五里乃至十里餘を隔つる帶廣區裁判所大津出張所なるか爲村民の不利不便尠しとせす依て同村の中央にして交通至便なる字茂岩市街地に區裁判所出張所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第八十號

意見書

請願文書表第七〇〇號

大淵村に區裁判所設置の請願　福岡縣八女郡大淵村長北川親藏外一名呈出（紹介議員山內範造君外一名）

右請願の要旨は福岡縣八女郡大淵村及矢部村は縣の東南部に僻在し相隣接し住民の申請に係る登記事件一箇年千九百以上を算し所轄黑木區裁判所出張所取扱件數の殆と全部を占むるに拘らす同出張所に至るには二里乃至七里の距離を有す加ふるに該地方は峻山幽谷を以て滿たされ交通甚た不便なるか爲兩村人民の不利不幸尠少ならす而も曩には該村落に登記所を有せる歷史あるあり依て速に前記大淵村及矢部村を管轄する區裁判所出張所を大淵村地內に設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第八十一號

意見書

請願文書表第五二九號

岩見澤町に區裁判所設置の請願　北海道空知郡岩見澤町七條西一丁目二番地平民公吏高柳廣藏外百四名呈出（紹介議員中西六三郎君外一名）

右請願の要旨は北海道空知支廳管下地方は近時拓殖大に進み各種の企業勃興すると共に戶口の增加及經濟的發展著しきものあり從て訴訟事件も益增加せむとするに所轄札幌區裁判所に到るには其の距離七十六哩を有し其の不便謂ふへからす而して空知郡岩見澤町は人口二萬を超へ鐵道交通の要衝に當り又地方物貨の集散地として區裁判所所在地たるに適するを以て前記岩見澤町に同所の外空知郡北村、栗澤村、幌向村、三笠山村、沼貝村、瀧川町砂川村、歌志內村、芦別村、江部乙村、夕張郡角田村、田仁村、長沼村、登川村、樺戶郡月形村、浦臼村、新十津川村、雨龍郡雨龍村、勇拂郡安平村を管轄區域と爲す區裁判所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第八十二號

意見書

請願文書表第五三一號

元靜岡地方裁判所沼津支部復舊の請願　靜岡縣駿東郡沼津町長大場藤五郎呈出（紹介議員岩崎勳君）

右請願の要旨は元靜岡地方裁判所沼津支部は大正一年廢止せられたる爲舊管轄區域住民の不便一方ならす殊に該支部所在地たりし沼津町地方は近時會社工場の勃興著しく從て訴訟事件益增加せむとするに際し其の不利殊に甚し又前記沼津町は靜岡以東に於ける縣下唯一の要衝にして海陸交通の便具備し支部所在地として最適當なるを以て前記元靜岡地方裁判所沼津支部を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第八十三號

意見書

請願文書表第六八九號

元三本松區裁判所復舊の請願　香川縣大川郡三本松町長岡田浩外十八名呈出（紹介議員小西和君）

右請願の要旨は香川縣下元三本松區裁判所は大正二年廢止せられ高松區裁判所の管轄に移されたる結果舊管轄地方民は單に距離遠きのみならす權利の伸長に大に影響し關係町村民の憂慮措く能はさるものあり而して三本松區裁判所廢止の理由は思ふに事件の少數なるに在るへしと雖現今其の件數頓に增加し啻に昔日の比に在らさるのみならす高松區裁判所管內一部の接續町村を併合するに於ては高松との權衡を得其の便益尠からさるものあり依て元三本松區裁判所を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

○議長（大岡育造君）　委員長報告通り採擇するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なければ全部採擇することに決します。

○岩崎勳君　議事日程追加に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に土屋清三郎君提出の傳染病研究所に於ける肺ペスト豫防措置に關する質問を議題となし、其質問の辯明をされむことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか――異議なしと認めます、依て日程は追加されました。

傳染病研究所に於ける肺「ペスト」豫防措置に關する質問（土屋清三郎君提出）

傳染病研究所に於ける肺「ペスト」豫防措置に關する質問

大正七年三月二日

提出者　土屋清三郎

○土屋清三郎君　此質問は文部省の所管に屬しまするが故に、大臣の御出席を……

〔「次官が居られるから宜い」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　次官が出られて居ります。

〔土屋清三郎君登壇〕

○土屋清三郎君　私は先般傳染病研究所內に發生致しましたる肺「ペスト」此肺「ペスト」發生後の豫防措置に就て文部當局者に質問を致したいのであります傳染病豫防撲滅の策源地である傳染病研究所內に於て、傳染病の中の最も恐るべき「ペスト」、其「ペスト」の中に於て尙ほ恐るべき肺「ペスト」の發生を見たと云ふ事は私唯々甚だ御氣の毒であると云ふ一言を以て之に對しては質問を致しませぬ、質問を致したい事項は此肺「ペスト」の發生後に於ける豫防措置であります、其豫防措置甚だ矛盾不徹底宜しきを得ざるが爲に或は全國に此危險なる病毒を散蔓するの虞がある、此點に就て質問を致さうと思ふのであります先づ御尋をする前提と致しまして、御注意を願ひたい點は、患者が發病致しましたのは先月の二十三日である、死亡致しましたのが二十六日の朝の六時であります、で發病の初めは同所內の官舍に居り發病後に於て病室に移され、初めて「ペスト」の疑の措かれたのは死亡の後である、其間は官舍に居る時も病室に移された後も、普通の傳染病に非ざる所の肺炎と云ふ事を以て取扱はれて居つたと云ふのが第一第二は病氣は昨朝新聞に現はれました通り、正に肺「ペスト」であると極つたのであります、從つて此肺「ペスト」の特徵と致しまして、危險なる病菌は

患者の咳嗽其他に依て、空氣の中に散蔓せられ、又患者の咽喉唾等に依て食器、手指、衣服、其他一切患者に觸れた所の或は看護婦醫師、言換へれば見舞に來た所の人、同居して居つた所の人、此患者に食事を供給して其食器の始末をする所の賄人、患者の藥壜を運んだ所の藥局の人、並に之に接觸した所の人は現に病毒感染の危險ある人であると云ふのが第二點第三點は此「ペスト」の――「ペスト」に感染後の潜伏期間即ち病毒に感染をして發病する迄の間は、平均十日、長い時は二週間位或はもつと長い事もありますけれども兎に角平均十日である。で此潜伏期の間には病毒を他に傳染せしむる虞なきやと云ふと發病後程はありませぬけれども、兎に角傳染の危險は十分に持つて居る、其間は患者は何をして居つたかと申しますれば、此十日の間主として「ペスト」室の中に晝間は勤務をして居つて、夜は官舍中に同僚と共に寢起きをして居る、且つ同僚と共に食堂にも入つて、又此人に依て造られた所の「ペスト」の「ワクチン」の如きものは、他の一般の血清豫防液痘苗等を取扱ひ、之を一定の容器に入れて之を外に出すやうに包裝をする所の女工等の手にも直接に渡つて居る、即ち此痘苗血清豫防液等を外に販賣すべく取扱つて居る所の人々の手にも、此患者の手より潜伏期中に於て感染せしめられて居ると云ふ危險が十分に在ると云ふ事が第三點であります、で此三點からの事實よりして考へて見ますると、傳染病研究所は第一に「ペスト」室、第二には官舍、第三は此食堂其他本館、第四は患者を容れた所の一般の病室、是等の場所は總て「ペスト」病毒に汚染されて居るものと見るのが、傳染病豫防法上の原則であります、次には此傳染病研究所に居る所の職員、殊に「ペスト」の豫防液を包まれた所の女工、其他同じく痘苗血清等を包裝する所の女工達、賄人、看護婦、其他と云ふ者は、十分に感染の危險ある者として取扱はなければならぬのであります、其故に是等の人々に對しては、豫防法の命ずる所に依り少くとも十日間は外界の人々と隔離することが必要である、且つ是等の人に依て製造せられ、或は荷造られた所の物は總て外界に持出す事を禁止すると云ふ事も是亦豫防法の命ずる所に從はなければならぬのであります、勿論此區域內に他の外來の人を入れる事の危險なることは、申す迄も無い事であります、以上の見地から現在傳染病研究所が執つて居る所の豫防措置を觀ますと、甚だ不徹底危險千萬な事をやつて居らるゝのであります第一に患者が發生後に消毒された所の者は、患者の居つた所の官舍とさうして病室である隔離された所の人は看護婦其他外僅に二十――確か五名かと心得て居ります外來の一般の患者は十日間斷つて居る、入院して居る所の患者が退院することも斷つて居りました、是は傳染病研究所の內部の中でやつて居ることである、外部に於てどう云ふ事をして居るかと云ふと、傳染病研究所の周圍の住民に對し、警視廳は健康診斷をやつて居る、鼠を捕つて其中に「ペスト」菌が居るかどうかと云ふ事を檢査を致して居る、外に對しては十日間傳染病豫防法の規定に依つて、所屬の小學校より通學することを禁じてあるのであります、外部の豫防措置は勿論斯樣なければならぬのであります、內部の豫防措置に對して甚だ不可解なのは、外來の患者を斷つて居ると云ふに拘らず、門前に明かに狂犬病の豫防注射は此限りにあらずと云ふ事に依て狂犬病の患者が外から內へ入つて豫防注射を受ける事を特別にやつて居るのであります、もう一つは此病毒が可なり濃厚に在るであらうと思はれる、內から病毒感染の危險ある所の人々に依て、製造せられ荷造せられてある所の痘苗や血清を、どし〳〵研究所以外に賣出して居ると云ふ點であります、此第一に狂犬病の豫防注射の爲に外來の人を每日引取つて居ると云ふ事は、出入を許して居ると云ふ事は、肺「ペスト」は前に申しました通り空氣傳染をするものである、現に私は此處に持つて來ることを忘れましたけれども、發生翌日の新聞紙に、傳染病研究所の「ペスト」室の技師である所の石原博士の談話に、肺「ペスト」は空氣傳染をするものである、他の「ペスト」とは違つて空氣傳染をするものであるが故に、一朝是が爆發すれば唯々患者を隔離する以外に、何等の豫防方法が無いと云ふことを新聞に明言を致して居るのであります、而して此の危險なるところの肺「ペスト」患者を出した傳染病研究所、其病室の附近は少くとも、此の危險なる病毒に依て、其の空氣が汚染されてあるべき筈であるに拘らず、而も「ペスト」は多く皮膚の傷より傳染するものであるにも拘らず、皮膚に注射する所の狂犬病の人々を、外より日々に出入さして居ると云ふことは、以ての外の事であると思ふ又痘苗血清豫防液の類を潜伏期間であるに拘らず、是等の人々が荷造をして外に出して居ると云ふ事は幾ど今日傳染病豫防の原則を無視した遣方である。一體此「ペスト」の豫防法では交通遮斷の區域內、隔離患者の居る場所からして、一切の物資を一定期間區域外に出さないと云ふのが原則あります、其故に例へば香港に「ペスト」の出た場合に於ては香港より我國に輸入せらるゝ所の物資に對して、或は品物は之を禁止し、乘客は一々海港檢疫所にかいて之を檢診する事になつて居るのであります、然るに我傳染病研究所は現に病毒感染の虞ある所の人々、其人人が潜伏期間中にあつて、何人が感染して居るか分らぬに拘らず、是等の人々に依て荷造せられた物資を外界に遠慮なく出して居ると云ふ事は實に言語道斷の處置と言はなければならぬ申迄もなく「ペスト」は傳染病豫防法の中で、最も嚴重に行はれて居るものであります、隨て一朝此の病氣が發生すれば、數百千萬の費用は立どころに煙になつて仕舞ふのである、現に東京に於いても、大阪に於ても、或は橫濱に於ても、神戶に於ても、屢々此事は繰返されて居るのである、而已ならず、此病氣は他の傳染病とは異つて、特に國際傳染病として扱はれて居るものでありますが故に、一朝此の病氣が我國の何れかに發生したと云ふ事になりますれば、立どころに通商貿易の上に非常なる影響を及ぼすのであります、現に隣邦支那の山西省に此肺「ペスト」が發生致しましたが爲に、支那駐在の列國使臣は會議を開いて、國際防疫委員會なるものを組織し、我國よりも北島博士外一名が同國に聘せられて、列國總掛りで此豫防撲滅に當つて居るのであります、然るに我國に於て傳染病豫防の唯一の策源地として見られて居る所の傳染病研究所より、此最も危險なる肺「ペスト」を出し其豫防措置が甚だ不徹底であるが爲に、附近の住民に非常なる危惧を抱かしめて居る、其上に病毒感染の潜伏期中に在る所に居る人々の手を以て造つたる此痘苗血清の類を、遠慮會釋もなく外に出して居ると云ふことは、啻に豫防法の精神を無視する許りでなく、現に天然痘は東京市中に於て恐るべき勢を以て流行し、近く東京市は全市民に此種痘を強制しやうとして居る、矢先に於て、此危險なる所の痘苗を遠慮會釋なく地方に發送し、萬一是が病毒を痘苗と共に傳ふるが如きことがあつたならば、實に由々敷一大事であると思ふのであります、當局は此點一般「ペスト」豫防の準則に從つて、速に之を禁止し國民をして十分なる安心を與ふるの意思なきや否や此點に付て當局者の明確なる御答辯を得たいと思ふのであります

「拍手起る」

「政府委員田所美治君登壇」

○政府委員(田所美治君)　傳染病研究所に肺「ペスト」患者の發生致しましたことは、唯今土屋君の御質問の通り、誠に遺憾に感じて居ります譯であります、是れが消毒に付きましては、大體今土屋君の御述になりました通り、私も承知致して居るのであります、即ち本人の居りました所在を絕對交通遮斷を致しまして、中の二十有餘名の者を內外交通の出來ぬやうに閉鎖致して居りますやうな狀況であります其他今日の傳染病豫防に關しまして、學術上執るべき手段を盡しまして、第三段に御述べの如く潜伏期間が十日あるに依て、是が外部に感染する虞はないか、夫等に付て適當な措置を執つて居るかどうかと云ふ御尋でありますが、之に付きましても萬慮の一失なきを期して居る譯であるのでありますが、尙痘苗の賣出し、或は狂犬病の治療等を相變らずやつて居るでないかと云ふ御尋でありまして、內外の物資の搬出入に對しまして、詳細の御尋であるのでありますが、是等に付きましても十分に取締つて居る筈であるのでありますが、各自に對しまして大事なことでありますからして、私の記憶を申上げまして、若し萬間違なきを期する爲めに、詳細取調べまして尙ほ其後に今日まで執つて居りまする方法に付ては、書面を以て御答を申上げます。

○土屋清三郎君　議長。

○議長(大岡育造君)　土屋君。

「土屋清三郎君登壇」

○土屋清三郎君　唯今田所次官より、書面を以て御答辯をすると云ふことでございますが、是は書面を以て答辯を戴くが如き緩慢なことであれば、私は緊急動議を出して此質問は致さないのである、現實の問題であります、現に昨日私は傳染病研究所を見ました時に於て石原博士に會つて直接此事を能く聞い居る、何所をどう隔離してどう消毒して、今日傳染病研究所がどう云ふ狀況になつて居ると云ふことを私は事詳細に之を視察して來たのであります、而し

て此傳染病研究所より今現に傳染病が全市に爆發流行し、此豫防に對して如何にしやうかと云ふことは市民の最も頭を痛めて居る矢先に於て此危險なる……

○議長(大岡育造君) 土屋君、君は果して危險な所に御出になつたならば、此處で御演說なさることは御愼みなすつたら宜いでせう、傳染病室に御出になりましたか。

○土屋清三郎君 研究所に參りました……

○議長 大岡育造君) 研究所に出入を禁じなければならぬと云ふのが御趣意ではありませぬか。

○土屋清三郎君 研究所に出入を禁じなければならぬと云ふことは申しませぬ。

○議長(大岡育造君) 傳染病研究所は構はぬと仰しやるか。

○土屋清三郎君 傳染病研究所に出入を禁じなければならぬと云ふことは、私の言葉の中には何もありませぬ、速記を御覽になれば能く分ります――兎に角此內よりしてさう云ふものをどし〳〵出して居るのであります、甚だ不安に思ひますので、石原博士に此事を尋ねました所が、是は危くない所でやつて居るから差支ないと吾々は考へて居ると云ふことで去つて警視廳に栗本衛生部長を尋ねました所が、部長は私の言葉に對しても君も知られる通り、吾々の如き「ペスト」豫防に實際從事して居る者の眼から見れば、どうも甚だ困つた事である、唯傳染病研究所は文部省の管轄であるが爲に、吾々地方官廳は之を如何ともすることが出來ぬ、唯だ傳染病研究所外の附近の住民、及住居に對しては、吾々は出來る丈の事をして居るのである、斯様なことであつたのであります、故に此現に出して居る所の痘苗血淸、是等の物に對してあの儘出して居る譯である、消毒をしつゝ出してあるのである、若し消毒をして出して居ると云ふことであるならば、如何なる方法に依て是等のものを外に出すのでありますか、私の考へる所に依れば、痘苗血淸の如きは、今日品物其物が傳染病研究所で造つて居るのでありまするが故に、內部のものを消毒するに付ては、殆ど吾々の想像し得られない所である、願くは書面答辯の問題に非ず、事現實の重要なる問題でありますが故に、此點に付て今一應御答辯を願ひたいのであります。

〔政府委員田所美治君登壇〕

○政府委員(田所美治君) 「ペスト」が若し萬一外に出やしないかと云ふ事に付て、憂を持つて居りますことは、土屋君と當局とは同一であるのでありま す、若し夫が萬一にも尙ほ其豫防の消毒方法が不完全であると云ふことであるならば、是こそ以て相濟まぬ話であるのでありまして、出來得る丈の方法を唯今盡さして居るやうな譯であるのであります、唯だ痘苗を唯今出して居る方法如何、或は狂犬病の御話がありましたが、狂犬病の治療をやつて居る其點は差支なきかと云ふ點に付きまして、是等も唯今申しました方針の下に、十分注意を加へましてやつて居る筈であるのでありますが、事私の申上げることが若し間違つて居るといけませぬから、大切な事でありますから、能く取調べまして萬間違なきを期する爲めに傳染病研究所の今日實際執つて居ります點を取調べまして、書面を以て御答する方法が宜しいと考へますから、其方法に致したいと考へます。

〔「至急御答辯を願ひます」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 日程は是で終りました、散會致します。

午後三時二十一分散會

○大正七年三月五日(火曜日)

午後一時十八分開議

議事日程 第十八號

質問

一 **外國語學校校名存續に關する質問**(川崎克君提出)

二 **高等學校入學試驗制度に關する質問**(長峰與一君提出)

三 **化學工業政策に關する質問**(鈴木錠藏君提出)

四 **國民思想に關する質問**(田中善立君提出)

五 **精神病者取締に關する質問**(齋藤紀一君提出)

第一 **軍需工業動員法案**(政府提出) **第一讀會**

第二 **右議案の審査を付託すへき委員の選擧**

第三 **朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案**(政府提出、貴族院送付) **第一讀會**

第四 **右議案の審査を付託すへき委員の選擧**

第五 **有價證券割賦販賣業法案**(政府提出) **第一讀會の續**(委員長報告)

第六 **羅災救助基金法中改正法律案**(政府提出) **第一讀會の續**(委員長報告)

第七 **大正六年勅令第二百二號**(承諾を求むる件)(貴族院送付)(委員長報告)

第八 **爆發物取締罰則廢止法律案**(磯部尚君外五名提出) **第一讀會の續**(委員長報告)

第九 **神祇に關する特別官衙設置建議案**(岩崎勲君外十三名提出)

第十 **米山上郡間鐵道建設に關する建議案**(福井三郎君外一名提出)

第十一 **澤山智頭間鐵道建設に關する建議案**(福井三郎君外四名提出)

第十二 **不動産金融改善に關する建議案**(小山松壽君外三名提出)

第十三 **普通銀行の金融に關する建議案**(堀川美哉君外六名提出)

第十四 **陰陽連絡廣江鐵道速成に關する建議案**(恒松隆慶君提出)(委員長報告)

○副議長(濱田國松君) 諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一政府より提出したる議案左の如し

軍需工業動員法案

(第一號 大正六年度歲入歲出總豫算追加案(特第一號)大正六年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

衆議院議員選擧法中改正法律案

一貴族院より受領したる政府提出案左の如し

朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案

一議員より提出せられたる議案左の如し

不動産金融改善に關する建議案

提出者 小山 松壽君 磯 貝 浩君

川 崎 克君 松岡勝太郎君

普通銀行の金融に關する建議案

提出者 堀川 美哉君 中川隣之輔君

津末 良介君 濱田 國松君

河崎助太郎君 白河 次郎君

尾崎元次郎君

衆議院議員選擧法中改正法律案

提出者 元 田 肇君 床次竹二郎君

岡崎 邦輔君 野田卯太郎君

中橋德五郎君 横田千之助君

松田 源治君

平町小名濱間鐵道建設に關する建議案

提出者 高岡唯一郎君 堀切善兵衛君

八田 宗吉君 石射文五郎君

沖繩縣特別自治制撤廢に關する建議案

提出者 奧田榮之進君 兒玉 好熊君

我如古樂一郎君

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

傳染病研究所の發見に係る病原の眞僞に關する質問主意書

提出者 土屋清三郎君

同盟罷工と職工保護に關する質問主意書

提出者 土井 權大君

時局に關する質問主意書

提出者 押川 方義君

一政府より受領した答辯書左の如し

大正七年三月二日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員樋口秀雄君提出對支外交に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員樋口秀雄君提出對支外交に關する質問に對する答辯書

質問一 日支親善の大方針に關する件

帝國政府は常に日支親交の增進を念とし支那か庶政の改善を目的とする努力に對しては深く同情を寄せ帝國の利益と調和を圖りて之に必要なる援助を與へつゝあり帝國政府か各種の問題に關し徒らに讓步退嬰を以て兩國親善の第一義と思考したるか如きことなきは云ふを俟たす將又帝國政府は支那に於ける何れの黨派に對しても不偏不黨の態度を持し來れることは屢次言明せる所なり

質問二 現內閣の段氏內閣に對する態度に關する件

帝國政府か支那の內爭に干渉せさるの方針を執ると共に列國の均しく承認する支那中央政府と密切なる外交關係を維持するは前記方針と何等扞格する所なし又段氏の內閣に限り之に特殊の

援助を與へたるか如き事實なし

國務院と總統府との關係か如何なるものなるや將又政府政權か其孰れに存するや等の問題は支那内部の關係に屬し他國に於て濫りに之を論議すへき事項に非すと認む

質問三　交通借款に關する件

我銀行團と交通銀行との間に客年一月成立せる五百萬圓借款及同年九月成立せる二千萬圓借款は交通銀行の業務整理の必要に出たるものにして支那との貿易上最重大の關係を有する本邦の資金が此種の借款に投下せらるゝは當然の情勢なるを認め帝國政府は我銀行團をして之に應せしむることゝしたり右借款金額の大部分は運轉資金として今尚本邦に在り又右借款の使途は契約中に明かに記載しあるのみならす同銀行に於て本邦人を顧問に招聘し現に整理に努力中にして借款金か南方壓迫或は其他の黨爭費に流用せらるゝか如きことなし

質問四　兵器借款に關する件

客年支那政府より軍隊整頓の爲兵器彈藥等の供給を求めたる所帝國か善隣の誼を以て支那軍隊の整頓に寄與するは當然の措置なるのみならす支那政府か右兵器を以て國内政爭の目的に利用せさることを明確に保障せるに顧み本件支那政府の懇請に應するも帝國の公正且友好なる態度に何等累する所なきものと認め客年十一月二十二日以來數回泰平組合と支那政府との間に兵器賣買契約の成立を見るに至りたり

質問五　山東民政問題に關する件

曩に帝國軍隊出征して山東省より獨逸軍を驅逐し從前獨逸軍の占據したる地域に對し國際事例に倣ひ軍政を布きたるか爾來同地域内の秩序も漸く確保せられたるに付政府は軍政を撤して民政を布き青島守備軍司令官の下に民政長官を置き占領地行政の任に當らしむることゝせり是れ畢竟行政の適用を緩和せむとするの意に外ならす今回民政署の設置せられたる坊子は膠濟鐵道用地内に在り同鐵道及用地か最初獨逸軍に於いて軍事行動の目的の爲に之に占據したる事實は茲に敍說を要せす然るに支那政府は本件に關し何等かの誤解を懷き帝國政府に質問を致せるに付政府に於ては篤と事實を說明し誤解を除去するの措置を執りたり

質問六　南方支那國民の輿論に對する件

帝國政府は常に支那人心の趨向を顧念し從て長江以南一般の輿論を代表するものと認めらるゝ言說に對しては亦絶へす注意を怠らさるは勿論なり

質問七　支那駐箚日本外交官及領事官に關する件

本質問は提出者の說明なかりしを以て答辯するを得す

右及答辯候也

大正七年三月二日

外務大臣法學博士子爵本野一郎

大正七年三月二日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員押川方義君提出外交に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員押川方義君提出外交に關する質問に對する答辯書

米國の現戰爭に參加したるは獨逸政府が國内の民心を抑壓して世界の平和を侵迫するの危險政策を執るを認め此政策に抗して正義と人道とを擁護せむことを期したるものなるへく帝國は素より日英同盟の誼に仗り東洋恆久の平和を防護せむか爲參戰したるものにして日米兩國の決意は其の方向に於て自ら一に歸するを認む從て我遣米特派大使の宣明と本大臣の說明とは其の根本の趣旨に於ては何等扞格する所なし

右及答辯候也

大正七年三月二日

外務大臣法學博士子爵本野一郎

大正七年三月二日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員伊東知也君提出東三省に於ける排日行動に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員伊東知也君提出東三省に於ける排日行動に關する質問に對する答辯書

近來東三省地方に於て排日の傾向激甚を加ふるに至りたるやの風說世上に流布せられたるを以て政府は在滿洲各領事に訓令して事實を調査せしめたる處何れも右風說の傳ふるか如き事實あるを認めさる旨報告に接したり尤も奉天省長は曩に本邦人の土地商租に妨害を來すの虞ある訓令を各縣知事に發したることあり依て當時直に在奉天帝國總領事より同省長の注意を喚起したる結果同省長は一月十七日を以て改めて各縣知事に訓令し日本人の土地商租は條約上の權利なるを以て之を許可せさるの理なく前回の訓令は外國人か往々不逞の徒に欺かれて交渉案件の滋生せむことを慮りたるか爲に過きす當該官憲に於ては勉めて此の意を體し妥當に辦理すへしとの意味を通達したり尙在奉天帝國總領事は本邦人の商租に支障なからしめむ爲引續き奉天省長と交渉中なり

右及答辯候也

大正七年三月二日

外務大臣法學博士子爵本野一郎

大正七年三月四日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員高見之通君提出自動車取締に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員高見之通君提出自動車取締に關する質問に對する答辯書

近時自動車の使用著しく增加し之に伴ふの傷害事故少からす政府は夙に交通取締の極めて緊要なるを認め殊に都市の交通を一層安全ならしむる事に關しては常に細心の注意を拂ひて之か改善を圖り一面公德心の喚起に努め相俟て危險を防止し銳意民衆保護の實を擧けむことを期せり自動車取締規則の制定に就ては道路の廣狹其の他土地の狀況を參酌考量すへきものなるを以て全國必すしも劃一を望む能はすと雖相當の程度に於て之か劃一を期するの必要あるを認むるを以て目下考慮中に屬す運轉手に對しては免許を與ふるに先ち當に運轉技能のみならす性格其の他に就き愼重に考査し之を許否するの方針を採れりと雖更に一層留意する所あらむと欲す

右及答辯候也

大正七年三月四日

内務大臣男爵後藤新平

一貴族院は本院送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

酒造税法中改正法律案（政府提出）
酒精及酒精含有飮料税法中改正法律案（政府提出）
麥酒税法中改正法律案（政府提出）
所得税法中改正法律案（政府提出）
戰時利得税法案（政府提出）
臨時國庫證券法中改正法律案（政府提出）
遠洋漁業奬勵法中改正法律案（政府提出）
軍用自動車補助法案（政府提出）
大正五年法律第四號中改正法律案（政府提出）

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一去二日衆議院議員選擧法中改正法律案委員津末良介君辭任に付其補闕として飯田精一君を議長に於て選定せり

一去二日議長に於て選定したる委員左の如し

「トラホーム」病豫防に關する建議案

伊東　重君　八木逸郎君
土谷全次君　一宮房治郎君
中村靜興君　行德健男君
山田正年君　山口俊一君
近藤達兒君

北海道鐵道完成に關する建議案

井上角五郎君　中西六三郎君
東　武君　工藤卓爾君
吉田三郎右衛門君　小池仁郎君
樋口秀雄君　松永安左衛門君
中川幸太郎君

一昨四日委員長及理事互選の結果左の如し

「トラホーム」病豫防に關する建議案委員會

委員長　伊東　重君
理事　行德健男君

北海道鐵道完成に關する建議案委員會

委員長　井上角五郎君
理事　松永安左衛門君

一昨四日衆議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の如く變更せり

二百六十四番　岡　辰喜君
二百六十五番　西川太治郎君

三百四十二番　松岡勝太郎君

○副議長（濱田國松君）　是より會議を開きます、此場合に御諮り致します、第四部選出決算委員柳原九兵衞君常任委員辭任の御申出がありました、許可することに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がないと認めます、依て許可致します、第四部の諸君は速に補缺選擧を行はれて御屆あらんことを望みます、尙ほ大島久滿次君より病氣に付二日より向ふ三週間、高橋久次郎君より病氣に付四日より向ふ二週間、請暇の申出がありました、許可することに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がないと認めます、仍て許可致します……伊東知也君。

〔伊東知也君登壇〕

〔拍手起る〕

○副議長（濱田國松君）　此場合報告を致します、伊東知也君より外務大臣の答辯に對する質疑の申出がありましたから、先例に依て之を許可致しました。

○伊東知也君　諸君、私は去る二月の二十七日に東三省の排日に關する質問を述べたのであります、それに對して今外務大臣より答辯書を受取りました、此處に於て朗讀された答辯書に依て御返事があつたことゝ思ひますが、其答辯書たるや甚だ朦朧であります、殆ど私は其解釋に苦しむのであります、素より單に議論に亘り或は漠然たる證據を捉へて私が質問をしたならば兎も角も、日時場所及其人名までも列べて質問して聽糺してあるに拘らず、甚だ漠然たる世上の風說があるらしいから、政府は領事に訓令をして事實を調べさせた、併しそんな事實は無いと云ふ御報告である、併し奉天の總領事より省長の注意を喚起した結果、同省長は一月十七日を以て奉天省内の知縣或は其他の役人に訓令を發して、此排日思想を取鎭めた形跡があると云ふ御返事であります、併ながら私が例に引きました所の排日の實際の實例と云ふものは、一月十七日どころではない、私の手紙を受取つたのは二月に入つてからでありまして奉天を手紙を出したのは一月三十一日の日附であります、然らば十七日に奉天省の省長が訓令を發して、排日思想はいかぬと云つて戒めたならば少くとも三十一日頃は排日は納つて居なければならぬ、然るに拘らず尙ほ排日は激烈を極めたと云ふ事は、省長の訓令も三文の値打もないと云ふことに歸著するではありませぬか、而已ならず其實例としまして私が擧げました新民屯の農民の張某なる者は、節季の金に迫つて日本人から三百圓と云ふ金を借りた、貸した人間は私も知つて居りまするけれども、一寸此處には控へて置きます、其三百圓と云ふ金を借りたと云ふことの唯一事の爲めに、其張なる者は一月二十三日に捕へられて二十四日終に國賊條例に照されて銃殺せられたのであります、若し日本人から金を借りたならば皆殺されて仕舞ふ、どんな資金であらうとも、どんなに苦しからうとも日本人から金を借りてはならぬ、況や土地を抵當として金を借りる時は皆殺されて仕舞ふと云ふので、滿洲一帶東三省の農民或は人民と云ふ者は、震へ上つて居るのであります、此實例はどうであるか、新民屯の張某が三百圓の金を借りて殺されたと云ふ事實があるではありませぬか、又諸君も御承知の通り撫順の東八家子と云ふ所で、一月二十九日に廣瀨重政と云ふ者が瀨尾安太郎、篠田豹次と云ふ者と、三人連れで炭坑の調査に出掛けたのであります、所が其地方から矢張此地方の役所の奴等の――支那の官吏其他の煽動に依つて暴徒の襲ふ所となり、廣瀨重政は殺された、慘虐なる殺され方をされたのであります、瀨尾安太郎、篠田豹次と云ふ二人は重傷を負ふて人事不省になつたのを、氷の中に放棄せられて居つた、斯う云ふ事實があるが、是でも排日が無いと云ふのでありませうか、一月十七日に省長の訓令があつたとすれば、其後は斯う云ふ事實が起らない筈である、訓令が果して効果ありとすれば――然るに此新民屯の張某の殺されたのは二十四日であつて、廣瀨重政の殺されたのは一月二十九日である、斯う云ふ事實で著々として現はれて來るに拘らず、單に一片の省長の訓令が効果を收めたるが如く外務大臣が御答辯なさるに至つては、其迂愚實に呆れざるを得ぬのであります、訓令を出した後とすれば、尙更排日が激烈を加へて來たと云ふ程度が知られるのであります、又奉天の瀋陽縣の知事の朱佩蘭と云ふ者は其以前に錦州の知事をして居つた時分有名な錦州事件と云ふ排日事件と云ふものを惹起したのであります、其瀋陽縣の知事が滿洲の重要なる所の奉天知事として盛に裏面よりも表面よりも排日の熱を鼓吹しつゝあるのであります、朱佩蘭の如きは一知縣であるからどうでもなるのでありませうが、其朱佩蘭すらも尙ほ何とも仕切れぬのである、仕切らぬのか或はやりにならぬのか知らぬけれども張作霖が其背後の本尊であると云ふ事は、是は言ふまでもない話であつて諸君の中にも澤山滿洲地方に御出でになつた方もあるから、判り切つた話である、決して私は前に申しました通り、强ち現政府の失敗のみと云ふことは言はぬのであります、是は彼の日支協約なるものゝ不徹底から來した所に原因の多きを占めて居りますけれども、併し現在今日局に當つて居る以上は、どうしても此位の事は何とかして戳かなければ、三十萬の滿洲に行つて居る我が同胞をどうするでありませうか、而已ならず此二日の御返事を今日御朗讀になつたのでありますが、其當時私が受取つた手紙に依りますと、輯安縣と云ふ所で我憲兵――補助憲兵の一人が終に殺されたのであります、それはどう云ふ事實であるかと申しまするならば、楚山と云ふ所に我憲兵隊の分隊があります、其所に哈泥川と云ふ川がある、其川の邊りに新興學堂と云ふ學校があつて、其學校の生徒が團體を組んで、日本の憲兵の暗殺團を組織したと云ふ噂があるから、我憲兵隊では此輯安縣の偵察の爲に補助憲兵をやつたのであります、さうすると暴徒が起つて忽ち其補助憲兵を殺して仕舞つた、斯う云ふ事實を聞いて居ります、それだから御答辯になるならば、惡るいなら惡るいで宜しい、或は是は非常に祕密を要すると云ふならば、祕密會を開いて御洩し下すつても宜しい、殆ど排日事件の如きは、東三省には無いかの如き御答辯をなさるに至りましては、私は默つて居ることは出來ないのであります、決して外務大臣に楯を突くのどうの斯うのと云ふのではない、成るべく私は東三省の方面の大陸發展は、今後の國策として進んでやらなければならぬ場合に、斯の如き排日行爲のある事は一日も早く押退けて、眞に擧國一致の方針を執つて進まなければならぬから、斯の如き適例を擧げて質問を試みたのであります、然るに何ぞ漠然とさう云ふ事實は無いらしい、領事に訓令を出して居る位の程度の御答があるに至つては、甚だ迂愚と言はうか、怠慢と言はうか、私は默々に付することは出來ないのであります、今申上げた事實は有るか、無いか、是れは何時何日にあつたかどうか、それは死んで居るか、生きて居るか、人命に關することであるから詳細に御調査になるが宜しい、外務大臣の眼から見れば廣瀨重政なる一人は、實に小さなものでございませう、併ながら我五千萬同胞の一人で　陛下の赤子の一人であるのみならず、我同胞の先驅となつて滿洲に慘死をした者に對して、之を默つて居ると云ふ事は出來ない、斯う云ふ事實が有るか無いかを調べて戴きたい、唯々漠然たる御答を以て瞞著せんとするに至つては、私は默つて居ることは出來ないのであります、どうぞ私が今申上げた實例丈でも宜しうございます、それは有る、其事は無いと云ふて、てきぱきしたる的確なる御答を再び外務大臣に向つて要求する次第であります（拍手起る）

○副議長（濱田國松君）　本野外務大臣。

〔國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇〕

○國務大臣（法學博士子爵本野一郎君）　唯今の伊東知也君の……（伊東知也君「ちやではありませぬともやです」と呼ぶ笑聲起る）　御質問に對して御答致します、此大體に關しましては御話の通り滿洲地方に於て、排日行動のあると云ふやうなことは御互に憂慮致すべき――非常に憂慮すべき事でございます又さう云ふ事の一日も速に全然無くなる事を政府に於ても希望して居る次第であります、隨て此事に付ては、常に政府では注意を致して居りまするが、尙ほ色々な新聞なども出ましたので、早速取調べて見ました所が、多少の事實は今御話のやうな事も有つたやうでございますが、併ながら伊東君の御話のやうに、東三省全體にえらい排日運動が始まつて居るとか何とか云ふ事實は絕對に無いのであります、唯今此處で御示しになつた二三の事件に付きましては其詳細を今折角取調中であります、でありますから此取調が濟みましたら更に詳細に御答を致したいと思ひます、要するに東三省に於てえらい排日――到る所に排日思想が延蔓して居る、排日行動が行はれて居る、さう云ふ事實は絕對にありませぬ、是は若し有るならば斯う云ふ事實があつた、あゝ云ふ事實があつたと云ふ、唯々此二三の事實丈では、排日行動が全般に行はれて居ると云ふことを承認する譯には往かないのであります、此處に御示しになつた事實に付ては、無論政府に於ては十分に取調べの出來る丈取調べまして、さうして尙ほ更に御答致したいと思ひます。

○副議長（濱田國松君）　質問第一、外國語學校校名存續に關する質問――川崎克君。

一　外國語學校校名存續に關する質問（川崎克君提出）

○川崎克君　議長。

外國語學校校名存續に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年二月十四日

提出者　川崎　克

贊成者　久須美東馬　外三十一人

外國語學校校名存續に關する質問主意書

一政府は東京外國語學校校名を東京貿易殖民語學校と改稱せむとし之か爲在校學生並關係者一同を驅て校名存續期成會を組織するに至らしめ其の結果として豫算委員會等に於て委員の質問續出せるに對し政府の言明する所曖昧にして徹底を缺き之か爲在校學生並關係者をして危惧の念を深からしめ同校內暗雲去來して止ます政府は速に校名の存續を聲明し關係者に對し安定を與ふるの擧に出てさるか政府の所見如何

右及質問候也

○副議長（濱田國松君）　川崎君。

○川崎克君　本員は外國語學校の校名存續に關する質問趣意書を提出しまして、殆ど二週間になつて居ります、其間に於て本員の問はんと欲する所の一端は、貴族院の分科會に於て問はれて居りまするから私は唯々一點文部大臣の御出席のあるのを幸として當席より向ひたいのであります、それは文部大臣も御承知の通り、此校名問題の起りまして以來、在校生五百有餘名は非常に心配を致して、今日迄尙ほ其運動を繼續して居ります、分科會に於ても屢々之に對して大臣の言明を求めたのでありますけれども、はつきりした御答を得て居らぬのであります、其結果として二月九日在校生一同、及び校友會全體關係者の集つた席上に於て、村上現校長を彈劾したる所の原因は、幾多の外にも原因はありますけれども、其重要なる原因は校名問題に付て、校長の執られたる所の措置其宜しきを得なかつたと云ふことが原因である、此點に於て尙ほ學校全體に危惧の念が漲つて居るのであつて、學生全體は安んじて學業に就く能はざる狀態にあるのでありますから、此校名に付て、一日も早く是等の學生に對して安心を與ふべく校名を存續すると云ふ言明を得たいのである、私は此一點に付て大臣の唯々簡單なる存續するかしないかと云ふ事の明瞭なる言明を得たいのであります。

○副議長（濱田國松君）　岡田文部大臣。

〔國務大臣岡田良平君登壇〕

○國務大臣（岡田良平君）　唯今御尋になりましたことは、豫算委員の分科會、其他種々の機會に於きまして、御答を致して置きました通り、目下攻究中で御ざいます、分科會に於きましても希望が出て居ります、仍て其希望には十分尊敬を拂ひまして、適當なる決定を致す考を致して居ります。

○副議長（濱田國松君）　質問第二、高等學校入學試驗制度に關する質問――長峰與一君。

二　高等學校入學試驗制度に關する質問（長峰與一君提出）

高等學校入學試驗制度に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年二月十八日

提出者　長峰與一

贊成者　陣　軍吉　外二十九人

高等學校入學試驗制度に關する質問主意書

本年度に於て復活せられたる高等學校入學試驗集合的制度は高等學校を各地方に設置する主旨に合するなきやを疑はしむ而して政府は本年度に於て更に四箇所の高等學校を增設するの計畫を爲せり吾人は益右疑を深くせさる能はす之に對する政府の所見如何

右及質問候也

〔長峰與一君登壇〕

〔拍手起る〕

○長峰與一君　本員は本年度復活されましたる高等學校の試驗問題が高等學校が各地に設置されましたる趣旨に違背し、且つは中學校が設けてある根本の大精神に、違背するものにあらざるやと云ふ疑を存するのであります、殊に本年度に於いては、更に四箇所の高等學校を各地に設けらるゝと云ふ際に於きましては、特に此の疑點を文相に質さんと欲する次第で御ざいます、今回回復されましたる試驗制度と云ふものは所謂集合的の試驗制度で、中學校の教育上には重大なる關係を有し、且つ影響を及ぼすのであります、で元來試驗なるものは學生に取りては頗る强大なる力を持つて居るものであつて、而して此の高等學校の入學試驗法と云ふものが、現在の中學校の實際の教育上に多大なる影響を及ぼすのであります、で中學校に於きまする各學科と云ふものは、何れの學科も偏重偏輕を許さず、平等に修得すべきものであることは、中學校令の示すところでありまするし、又當該學校校長並に職員は、之れに向つて努力を注いで居る次第でありますけれども、高等の學校に入學せんとする學生は、試驗課目にあらざる學課は非常に輕視して等閑に付する結果、今日の中學校と云ふものは、殆ど上級の學校に入學する豫備的學校に過ぎぬ觀を致して居るのであります、隨て中學校令に示して居る所の健全なる國民、中等國民を養成すると云ふ最大目的は、非常に閑却された次第であります、で此事が――今回の集合的試驗制度が一層益々此傾向を深くすると云ふ所以は、隨て中等國民に最も關係の多い所の人格を造るとか云ふ如き、育成とか陶冶とか云ふ問題に向つては、學生の頭は之に向つてどうしても注がないのであります、又學校長並に職員は、己が學校から高等の學校に進む者を多數出さむとする結果、其事のみに熱中して、國民教育の實際の根柢に觸れたる事に腦漿を費すと云ふことが、非常に閑却されて居るのでありますが、此點が最も現代に於て憂ふべきことでありますが、高等學校の試驗法と云ふものが、益々此傾向を深からしむると云ふことを憂ふる者であります、第一に此制度は共同の精神愛校の思想と云ふが如き訓練を與へる上に於ては、又非常なる大障害があるのであります、本來學校を選ぶと云ふ事は、單に地方的の便否もありませうけれども、其要するに學校の校長、學校の主義、教育の方針、總てを調査した上、自分の信頼すべき學校に入ると云ふのが自然の原則であらうと思ふのであります、然るに此集合的方法に依りますれば第一より第八に至る學校を己が志願する順序に於て、志願書を認めると云ふ事になるのでありまする、故に勢ひ最も志願の多いのは第一高等學校でありまして、此第一高等學校に於ては全國多數の學生が之に向つて集中するのであります從て第二以下の學校と云ふものは己の意に滿たざる學生が餘儀なく强制的に之に依ると云ふやうな結果を生じて、恰も團體旅行者が指揮團長の命令の下に投ずる如く、又宿主も思ひ設けざる客人を引受けたる如き事であつて、其間何等の溫情も無いのであります、斯の如くにして決して愛校の精神、或は各自生徒の協同の精神が起ると云ふことは無からうと思ふのであります、さう云ふ事は無きものでありませうか、此點も伺ひたいのであります、此制度が地方に於ける高等學校の健全なる發達を期すると云ふことは、私は疑問であらうと思ふのであります、何となれば地方に於ける高等學校には、比較的劣等な學生を收容すると云ふ事になります、而して第一地方の生徒を甚に收容すると云ふことのない結果、健全なる着實なる發展を高等學校が得ると云ふことは、至つて至難ではなからうかと思ふのであります、故に學生並に教師が、努力以て吾校の特色を發揮せむとするが如き精神を、減却する次第ではなからうかと思ひます、次に此制度は我國の青年をして、何時迄も都會中心の思想を去らしむる事が、出來ないと云ふやうな事になりはせぬかと思ふのであります、で學術上に於ける中央集權的の思想は、教育界の一大弊害だと思ふのであります、されば教育家は此弊風を除くと云ふことは努むべき事であらうと思ひます、而して近代大學の增設、並に高等學校を地方に設けると云ふことに依て、此思想が減殺されると云ふ喜ぶべき風潮のあるに拘らず斯の如き中央集權的試驗制度、所謂中央を崇拜すると云ふ制度の復活されたと云ふことに付て、疑念を挾む次第であります、斯の如き結果我國の青年は高等學校は第一高等學校、中學校は縣廳の所在地に限ると云ふが如き思想にならうと云ふ憂があるのであります、此點に就ても疑が存する所以であります、且つ此制度は地方の發達を阻害するの虞があると云ふ憂もあらうと思ふのであります、で地方に高等學校を分置したる趣旨は、地方の文化を開發して、さうして地方の開拓を希望すると云ふのが地方に高等學校を置かれた趣旨であらうと思ふのであります、然るに今回の制度の如く致しまするとふと、地方の特長、所謂風俗習慣其土地の氣風と云ふものには何等顧ることがなくして、全國學生の競爭の結果に依て入學者を定めると云ふ事でありますが故に、此の比較的地方に依りまして、其四圍の事情より學術上劣つて居りまする者は、遂に高等學校に入學が出來ないと云ふ結果になるのであります、即ち地方に於ける所の特長でありまする―

成績の不良と云ふことは──所謂今日の一時の劣等と云ふものは、永遠に挽回する事が出來ない、之を挽回する所の機會を提へることが出來ないやうな次第であります、故に高等學校の各地方に分設されたる以上は、先づ以て地方の青年を此學校に收容なさると云ふことが、原則ではなからうかと思ふのであります、而して此れ等青年を大學に送つたる者が地方に歸り、地方の文化の中心となり、地方自治團體の指導者となつて、初て高等學校の趣旨と云ふものが適へるものではなからうかと思ひます、故に此制度に依る時分には、一都一邑に人才の輩出と云ふことを本とせずして、地方に人材が分布すると云ふことを、等閑に付したる制度ではなからうかと思ひます、で此制度と云ふものは實力の競爭にあらずして或は受驗法の巧妙と云ふことにも陷るのであります從來の方法に依りますれば、地方の高等學校と雖も今日の如く受驗準備に非常なる力を要しなかつたのでありますが、併し今回の如き集合的試驗制度に依りますれば如何に地方の高等學校でも、唯々中學校を卒業したのみでは入學が出來ずして、此準備の爲に非常なる努力を費さなければならぬと云ふ事になつて地方の青年は東京に續々集中して來ると云ふやうな次第であります、それ故に地方中學になつて、眞面目に學術を平等に研究したやうな學生に向つては、多大なる迫害でありまして、遂に是等の眞面目なる學生は、高等學校に入學するの機會が少ないと云ふことになるのであります、唯今述べましたのは纔に一端に過ぎない次第で御ざいますけれども、高等學校を地方に分設されたる趣旨に鑑み、又地方人文の發達を奨勵ならしむる見地よりするも、此集合的試驗制度の不適當であると云ふことは、明かであらうと思ふのであります、若し強て集合制度を行はんとなさるならば、高等學校を散在せしむる事なくして、宜しく中央に集中せしめて、淺草の仲店のやうに軒を並べて設立なさるのも、亦妙ではなからうかと思ふのであります、以上二點に付て文部大臣に御伺したいのであります、

「拍手起る」

○副議長（濱田國松君）　岡田文部大臣。

〔國務大臣岡田良平君登壇〕

○國務大臣（岡田良平君）　長峰君の御尋に御答致します、御承知の通りに現今教育社會に於きまする最も重大なる問題は、此學年短縮と申す事であります即ち成業して世の中に出るのに、成るべく早く出るやうにと云ふ、是が十數年來教育界に於ける所の殆ど中心問題ともなつて居るやうな次第であります、畢竟修業年限が長く掛ります其理由には色々御ざいますので實は學校の修業年限の長いと云ふ事も一つで御ざいます、其他にも理由は御ざいますけれども併ながら最も有力なる理由の一つは、學校の入學試驗の時適當なる者が入學し得ない、力のある者が入學し得ない斯樣なる者が復た來年も受けて見る、復た來年も受けて見ると云ふやうな次第で力は有りながら二年も三年も入學試驗の爲に時を費すと云ふ事の爲に修業年限が遲れる、是が一の有力なる理由であります、又今一つは力の無い者が學校に入つた爲學校に入つて後二回も三回も落第すると云ふことが是が亦修業年限が延びると云ふ第二の理由で御ざいます、此二つの原因を除くには、如何にして宜しいかと云へば、即ち高等學校集合試驗制度が最も適當でないかと思ふのであります、此制度を執行致しませぬ大正五年の實況を見ますると、地方の或種類の學校に志願致しますれば、當然入學し得た者が、或は東京なり或は京都なりと云ふ競爭者の多い所に志願致しました爲に、其目的を達し得ざる者が六七百人の數に上ります、即ち當然入學して宜い力を持つて居りながら、入學し得なかつた者が六七百人ある即ち其反對に高等學校に入學するの力の無い者で、高等學校に入學した者が矢張六七百人はあると云ふ勘定になります、是等は雙方の側に於て修業年限を徒らに延長すると云ふ結果を生じますから、此集合試驗の制度を採用致したのであります、併ながら是が爲に其地方の者が、地方所在の學校に入學する所の便宜を失ふと云ふ唯今の御疑念は、是は有りさうに考へますけれども、事實に於て無いのであります即ち大正五年各地方に於きまして特別に試驗致しました當時に於きましても其地方の者が其高等學校に入るのでないので、地方の者でも自分の腕に自信のあります者は、或は東京或は京都と云ふやうな、人の望む所に多く集合して參ります、又東京の者でも自分は此處の學校の入學試驗には及第覺束ないと考へます時分には、是は地方の學校なり希望者の少ない學校へ入ると云ふやうな結果になつて居るので御ざいます、それ故に統計表から見まして、集合制度を行ひました後と集合制度を行ひませぬ前を比較して、某學校へ入學して居る者の出生府縣別は大した相違はないので、多少の相違は御ざいますけれども大した相違はないと云ふ結果で御ざいますから、各學校單獨に試驗を致しましても、唯今長峰君の御話になりましたやうな、利益を生ずると云ふことは無いので御ざいます、併ながら此制度は永久實行し得べき制度で、或は又實行しなければならぬ制度であるかと云ふことになりますと、是は現今高等學校入學志望者は一萬人以上も御ざいまして、それに對して僅に八箇所の學校しか無いので、斯う云ふ現象を生ずるのであります、若しも此の高等學校の數が澤山になりまして、全國に普く及ぶと云ふことになりますれば、無論斯の如き事は無いのであります、即ち此集合試驗制度を廢止しまして、其時は各學校で試驗を致すと云ふ制度に復するのであります、唯々學校の數が少ない間、入學志望者の比較的に多い時は、此集合制度が最も適當なる制度であると當局は見て居る次第であります。

○副議長（濱田國松君）　質問第三、化學工業政策に關する質問──鈴木錠藏君。

三　化學工業政策に關する質問

化學工業政策に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年二月十九日

提出者　鈴木錠藏

贊成者　横田千之助　外三十五人

化學工業政策に關する質問主意書

時局勃發以來幾多の工業勃興し就中我か化學工業の進歩發展は最著しきものあり誠に國家の爲慶賀に堪えさる所なるも是れ輸入杜絕の爲に促進せられたる異常の現象なるを以て平和克復の後に於て尙今日の隆盛を持續し得へきや否憂慮なき能はす之に對する政府の所見如何

右及質問候也

〔鈴木錠藏君登壇〕

「拍手起る」

○鈴木錠藏君　本員は化學工業政策に關する質問を試みやうと思ひます、時局開始以來諸般の工業勃興致しましたが、其中に付きまして、我化學工業の進歩發展は實に著しきものが御ざいます、大正四年度輸出總額が一億八千萬圓の巨額に達して居ります、大正五年度はまだ分りませぬが、同額或はより以上の輸出額があつたらうと考へます、實に國家の爲に慶賀に堪へぬ次第でありますが、翻つて時局以前の有樣を觀ますれば、我化學工業は如何なる有樣で御ざいましたか、實に微々たるもので御ざいました、偶々試驗的に之を製造しましたものがありましても到底主に獨逸より來る所の、精巧にして且つ低廉なる製出には競爭することが出來ないので、之を製造する者が御ざいませぬでありました、然るに時局が突發致しまして──輸入品が杜絕致しましたからして、國民は之れに付いて非常に憂慮致しましたが、所謂窮すれば通じ、又必要は發明の母で、其の後幾多の染料幾多の藥品が製出せられまして、一通り自給自足の途が立つたのみならず、前申しました如く巨額の輸出品を出すやうな運びになりました、併しながら若し平和が克復致しまして、輸入品が再來する時が來ましたならば如何でありませうか、今日の隆盛を維持し尙ほ將來發展の途が御ざいませうか實に是れは疑はしいことであります、昨年秋化學工業博覽會大會に於て、仲小路農商務大臣は演說されて居ります、それはどう云ふ事を言はれて居るかと見れば、斯の如き化學工業の進步發展したと云ふのは、是は單に時局の爲でなくして、當業者の素養素因が然らしめたるものであるからして、是より益々資本家と學者と提携して精巧にして低廉なる製品を出して、戰後輸入品と戰へと言はれました、實に是は一場の御世辭、一時の讃辭としては甚だ宜しうございますが、中々此位の程度に於て將來我國の化學工業を維持しやうと云ふことは、困難だらうと本員は考へるのでございます、今期議會に於きましても工業動員と云ふことが屢々論及されまして、既に本日軍需工業動員法案が、此議場に上ると云ふことでございます、內容はまだ熟讀の暇はございませぬけれども、要するに平時に於て各工業の實力及び能力を調査して、一朝有事の日に於ては此國內の工業を統一して、所謂軍需品を造らしむると云ふのが目的であらうと思ふ、然らば動員の目的と云ふものは各工業でございませぬか、若し此工業を平素に於て助長發展せしめずして、此儘衰微に放任致しましたならば、一朝有事の日に於て、如何に斯の如き動員を布かんと欲しました所で、其目的物が無かつたならば、實に是は寒心に堪へない次第と考へるのでご

ざいます、私は如何にしても我化學工業の現狀を維持し發展せしめんとするならば、玆に國家が或手段を執らなければなるまいと考へます、故に私は我化學工業の爲に、次の四策を擧げて政府に質問したいと考へます、第一は關稅政策でございます、第二は補給政策でございます、第三は原料問題の解決でございます、第四は統一政策でございます、此四策に付きまして逐次政府の所見を問はうと思ひます、第一關稅政策に付きまして申します、諸君、獨逸の「ダンピング」の怖るべき事は御承知の如く、彼の鐵の投賣に依て伊太利の製鐵業を絕滅せしめました、又最近英國や米國に染料工業の起らなかつたのは何であるかと云ひますれば、即ち特に獨逸が英國米國に向つて染料を安賣したからであります、近頃新聞に依て見る所に依りまするとと云ふと、露西亞では浦鹽、哈爾賓邊では靴一足が二百留した、然るに此單獨講和が成立つた後に於て、獨逸商人が一足二十留に賣るやうになつたと、二百留の靴が二十留に急轉直下した、實に是は投賣と云つて宜いか、何と云つて宜いか、實に恐るべきものだらうと考へます、戰後に於いて果して獨逸が日本に向つて「ダンピング」を試みますや否やは分りませぬけれども、少くとも戰前に於けるが如き價格を以て輸入された場合に於ては、到底我此化學工業と云ふものは競爭に耐へまいと考へます、又此時局の影響と致しまして、化學工業を保護致しましたのは獨り我帝國のみならず英吉利、佛蘭西、亞米利加、何れも此刺戟に依て起つて居るのです、殊に亞米利加の化學工業の裝置の偉大なる事と云ふものは、實に驚くべきものでございまして、戰後に於ては我帝國は獨り獨逸を敵とするのみならず、聯合與國と稱する亞米利加からも、斯の如き競爭品が澤山參るだらうと考へます、さうすれば獨逸及聯合國を强敵として、我化學工業は戰はなければならぬと云ふ運命を持つて居るのでございます、米國に於ても一昨年でございましたか、時局に際しまして此紐育の化學界が研究會を開きましたが、何故に亞米利加に於ては、今日迄に化學工業が進まぬであらうかと云ふ事を研究をしました時に是は詰り亞米利加の輸入稅が安いのである、どうしても是は輸入稅を上げなければならぬと云ふ結論を得たのであります、それ以來輸入品に對しまして、從價稅三割、從量稅一磅に付て十仙と云ふ約五割の重稅を課した、是に於て初めて亞米利加の化學工業が發達したと云ふ事であります、然らば日本に於ても、今日に於て關稅政策に依て化學工業を保護する必要があらうと考へます、之に付て政府の所見を伺ひたいと思ひます、第二は補給政策に付て申します政府は大正四年六月二十一日醫藥染料製造奬勵法を設けまして、日本染料、日本「グリスリン」內國製藥、東洋藥品、日本火藥等の諸社に向ひまして、其資本金に對して年額八朱に相當する所の補助金を與へて居るのでございます、私は此補給政策と云ふ事は最も必要なるものと考へて居りますけれども、是等の諸會社の成績はどうでございますか、遺憾ながら成績佳良と申すことは出來ないのでございます、是は抑々補給の方法を誤つて居るので、抑々補給の方法が會社を保護するに在るか、製品を保護するに在るか、此點か抑々先決問題であるのです、由來初めからして保護奬勵を目的として生れた會社に成績を擧げたものはない、詰りそれは依賴心があるからである、恰も富豪の子弟は發奮努力の氣概が無くして、苦學生に若干の補給を與へれば立派な人間になると同じやうなものであつて、會社としても亦保護會社となりますると云ふと、政府の干涉が餘りに煩瑣に流るる爲めに、屢々時期を失しまして、營業の機敏を缺いて、是が爲めに成績の擧らないと云ふやうな歎も聞いて居る次第でございます、要するに是は製品本位にしなかつた罪であらうと思ふのです、唯今此奬勵法に依る規定に據りますると云ふと、資本金が染料會社に在つては六百萬圓以上、製藥會社に在つては五十萬圓以上、火藥會社に在つては百二十萬圓以上と云ふやうな、玆に規定が設けられてございますけれども、斯の如き規定は此際撤廢致しまして、製品の宜しいものはどし〳〵奬勵して差支ないと思ふ、又今日化學工業の斯の如く盛なる事は、保護會社の製品にあるかと云ふに決してさうではない、保護も奬勵も受けて居ない所の會社の製品が多いのでございます、又政府は何故に醫藥及染料奬勵をなされて、工業藥品に及んで居られないのであるか其當時の速記錄を見ますると云ふと、次の議會には工業藥の奬勵法も出すと云ふ事が言はれてありますが今日に至る迄工業藥の奬勵法に付て、何等の法律案乃至方法が出て居りませぬのは、どう云ふ譯でありますか、工業藥は獨り染料の媒染劑たる許りでなくして幾多工業の必要缺くべからざる所の要素であります、彼の過酸化曹達、鹽酸曹達、金屬「ナトリウム」蓚酸、苛性曹達、重「クローム」酸と云ふやうなものは、今日に於て相當の利益を得て居りますけれども、戰後輸入品が來ましたならば、忽ち是は打擊を受けて消え失せるものだらうと考へられるのであります、それ故に政府は此際奬勵法の改正を致しまして醫藥染料の外に工業藥品の一項を加へたら如何かと思ふ、又今日國費多端の有樣でありますから、積極的に奬勵すると云ふ事も或は困難であるかとも考へます、然らば化學工業に對しては丁度製鐵業に奬勵を與へたる如く其原料及機械の輸入に對しては輸入稅を免じ、及內國の租稅を免除すると云ふやうな事を致したら宜からうと思ふが、如何なる御考でございますか、第三原料問題に付て問はうと思ひます、此原料問題に付きましても、近頃非常に論究せられて居りますが、先づ化學工業中最も有用なる基礎工業即ち「アルカリ」工業と「タール」工業と窒素固定工業の三工業に付て伺ひたいと思ひます、第一「アルカリ」工業では曹達工業に關する原料、即ち工業用の鹽の高いと云ふ事は大分八釜敷い事でございますが當局者より其理由を伺ひますると、此鹽の生產額と云ふものは、本土臺灣關東州を併せて一箇年十二億萬斤と云ふことでございます、其中工業用に使はれる所の鹽が一億二千萬斤、約一割でございます、此工業用の鹽と云ふものは、食料の鹽と異つて、政府に於ては一錢の利益も無く唯々手數損だと云ふことを言はれて居りますが、果して政府は此工業用の鹽に付ては、利益と云ふものは少しも計上されて居らないのでありますか、之を先づ伺つて見たいと思ふそれで戰前に於ては工業用の鹽は百斤六十五錢でございましたが、昨年十月一日からと云ふものは一圓三十五錢になつて居る、何故斯の如く騰貴したかと云ふことを聞きますると、主に運賃關係であると云ふことでございます、然らば政府は例の船舶管理令とか、或は航海奬勵法とか云ふものを固執されて居る政府のことでございますからして、此保護會社に命じて特別に之を輸送せしむる所の方法を執つたら如何でございますか、諸君、彼の獨逸は頗る天惠に浴した國で、鹽の如きは「ロックソルト」と云ふやうな非常な便利な物が出來ますが、英國にしろ、米國にしろ、皆日本と同じく海水から取つて居ります露國は彼の「ブラックシー」即ち黑海の鹹水から鹽を取つて居りまして、此鹽を遠距離から鐵道に特別の割引をさせて、特別の運賃を以て運送して居ると云ふ譯でございます、それからもう一つ伺ひたいのは、此關東州の鹽と云ふものは頗る廉價に上がる、即ち百斤が二十三錢位に上がると云ふことであります、さう云ふ鹽を內地に輸入したら宜からうと云ふことを聞きましたら、どうも關東州の鹽には相當の制限が付してある、生產額に相當の制限が付してある、それは何であるかと云ふと、餘りに廉い鹽を移入するときは內地の製鹽業を壓迫するからである、それであるからして關東州の製鹽所に向つて年々移入命令を發して、最高移入額を限定して居ると云ふことでございますが、何が故に斯の如き事を致しますか、又政府は鹽專賣法實施以來、專ら收入にのみ重きを置いて、品質の改良を怠つて居るやうな傾があるのであります、それは二年程前の事でありましたが、或人が米國技師を伴れて專賣局に參つて、鹽の分析表を求めたことがあります、然るに專賣局にはさう云ふものは無いと云ふ答であつた、斯の如く唯々鹽の專賣に依て收入さへ增せば宜しいと云ふので、內容の改善に努められぬやうな傾があるのであります、元來日本の鹽と云ふものは、非常に「マグネシア」分が多くて、炭酸「マグネシア」を造る外に、總て工業用としては斯の如き劣等な鹽はない、是は文明諸國に於ては甚だ日本の鹽と云ふものは劣等なものであると云ふ定評がある位であります、要するに鹽の專賣と云ふものは、國民生活に累を及ぼして、工業の進步を阻碍すると云ふことは、斯の如き次第でございます、而も專賣局の收入は大正五年に於ては年額八百萬圓を見積つてありましたが、大正六年に於ては四百七十萬圓に減じて居ります、寧ろ此際鹽の專賣の如きものは、斯の如き弊害のあるものでありますから、寧ろ御止しになつたら如何でございますか、諸君、御承知の如く人工的の食鹽から曹達を造る方法は、彼の有名なる佛蘭西の「ルブラン」と云ふ人が發明した、即ち「ルブラン」法である、それが最初發達したのは佛蘭西ではなくして却て英國に發達したのであります、それは何故であるかと云ふと、其當時佛蘭西には鹽の專賣法を實施して、原料の鹽が高かつたが爲に、却て彼國の英國に於て發達したと云ふことは、是は明かなる事實で

ございます、今回政府は勅令第二十號を以て、特別用顯の規則中に、化學的藥品と云ふ外に、人造色素と云ふ一項を設けられて、工業用の顯に付ては保護されて居りますけれども、)寧ろ此際百尺竿頭一歩を進めて顯專賣を全廢なさる御考はありませぬか、次には「タール」工業です、即ち醫藥染料工業の原料たる「ベンツオール」「トリオール」或は「キシロール」「ナフタリン」「アンスラセン」と云ふやうなものは、果して我國に於て自給自足の途が立つて居りますか、今日の瓦斯會社或は製鐵所の副産物位では中々十分なる供給は出來ない、彼の化學工業の發達して居る獨逸の如きすら、中々自國の供給のみに俟つ事が出來なくして英國の染料會社と特約をして、其原料を多年取つて居つたと云ふ事でございます、獨り染料許りではなく此硫酸は西班牙の硫化鐵過燐酸は南洋亞米利加の燐礦石、脂肪工業即ち石鹼「グリスリン」等の原料は、熱帶地方に仰いで居つたのでございます、如何なる國にても原料を絕對的に自給自足をすると云ふことは、出來ないのでございます、四五日前に是は新聞で見たのでございますが、獨逸の商務大臣「シドー」氏は工業會議に於て斯う云ふ事を言つて居る「講和條約に於て粗製原料に必要なる供給を確保し須らく世界市場に於ける競爭の障害を除くを要す」と言つて居る、是は聯合國が戰後獨逸に對して原料の供給を止めて苦しめるだらうと云ふことを恐れての事であります、政府は之に對して御研究があるかどうかを伺ひたいと思ひます、次には窒素工業に付て伺ひたい、是は大氣中無限の原料たる窒素で、一は農業國として必要缺くべからざる窒素肥料を造ります、又軍國として國防上缺くべからざる爆發物の原料たる硝酸及顯類を製造するのであります、獨逸は今回の戰爭に於て海上を封鎖された爲に、火藥及肥料の原料たる智利硝石の輸入が止められました、併ながら斯の如き研究心の有る國でございますからして、有名なる「ハーバー」「オスワルド」兩氏の研究に係る所の窒素固定法に依て、硫酸安母尼亞及硝酸を造りまして、今日では自國の用途を充して、尚ほ輸出する丈の餘裕があると云ふことでございます、要するに窒素固定工業のやうなものは、平時と戰時とを問はず、最も重要なる工業でございまして、我日本の如き同じく智利硝石を輸入する國に在りましては、大に是は研究しなければならぬだらうと考へます、米國の大統領「ウイルソン」氏は一昨年有名なる「エジソン」氏を委員長として海軍技術會議を拵へて、大に是等の事を研究しました、此會議の決議と云ふものには斯う云ふ事を言つて居ります、)「自國産以外の原料を以てする工業は縱令隣國に生産する原料と雖も其供給を保障し軍用兵器工業の獨立を保ち得らるへきは空中窒素固定法なり」即ち斯う云ふ國防本位の決議に基きまして、昨年是は研究費として二千萬弗、即ち四千萬圓の多額の支出に付て承認を與へました、今日に於ては既に米國に於ては、此窒素工業に付て相當の解決を與へられてあると云ふことでございます政府に於ても本年の豫算に窒素研究費として二十何萬圓かの經費を要求されて居りますけれども、此僅少なる金額、亞米利加の四千萬圓とは迚も比べ物にならぬけれども、實に此僅少なる費用を以て、如何なる方面に研究の步を進められるのでありますか、私は何も政府が此貧弱なる豫算を以て研究せずとも此研究を俟つて居る所の有力なる民間諸會社は澤山あるので、既に此特權を讓受けんが爲に、農商務省に出願した數も二十餘件に及んで居ると云ふことである、然らば其中有力なる會社に向つて研究せしめて、さうして早く結果を見たならば如何かと考へるのでございます、終に臨んで統一政策に付て少しく述べたいと考へる、我が化學工業が戰後に於て、第一は關稅政策、第二は補給政策、第三は原料問題の解決に依て保護獎勵さるると致しました所で、今日の如く小資本小工場の分立する場合であつたならば徒らに生産費が不廉となつて製品が不精巧で、又不均一を免かれないので、是は詰り戰後に於て輸入品と競爭する場合に於ては、勝敗の數は豫め分つて居る、是は自然淘汰の原則に依て多くは消滅されるだらうと考へます、所謂日露戰役の當時に勃興しました所の諸工業の運命に徵しましても、明かであるのであります、諸君、獨逸の「ウツト」教授は斯う云ふ事を言つて居ります、今日の化學工業は最早製造の祕密を重んずることに依て、利益を得る時代は通過して仕舞つた、宜しく工場組織の巧拙に依て勝敗を決する時期に入つたと云ふて居ります、諸君、御承知の通り獨逸には、化學工業會社が五大會社と稱して五つある、それは何であるかと云ふと、「ハチス」會社「ヘツキス」會社「バイヤー」會社「カセラ」會社伯林「アニリン」會社、此五大會社が戰前に於ては二派に分れて、即ち「ハチス」會社と「ヘツキス」會社となつて居つた、非常に此の間の軋轢が盛んであつて、中々政友會と憲政會の間位のものでなかつた(笑聲起る)御互に商品を交換することもしない、其場合には第三者を介して、甲の物を乙が取ると云ふやうなことであつた、然るに此時局に際しまして、さう云ふ事は甚だ不利益であると云ふことを自覺しました爲めに、此五大會社の外に「カレー」會社「グリスハイム」會社「テルメヤ」會社、此三社を加へまして、八大會社の「トラスト」を拵へやうと云ふことになつて居ります、政府は斯の如く先進諸國の例に鑑みまして、此際工業の統一を考へて企畫致しまして、第一資本の合同、第二業務の簡捷、第三能率の增進を圖りまして、以て戰後に於ける化學工業の衰滅を未然に防ぎ、他日工業動員の必要を生じましたる場合に處する萬全の策を講ずる必要ありませぬか、諸君、今や先輩武藤君の言はれる如く、濛々たる戰雲の中に、脈々なる平和の風が吹いて居ると云ふことでございます、即ち其脈々たる平和の風は、軈て我が化學工業に打擊を與ふる所の無常の風ではないかと私は考へます、實に此邊を考へるときには、前途憂慮なき能はずでございます以上の點に付きまして、政府の通り一遍でない所の適切にして親切なる答辯を希望致します。

〔拍手起る〕

○政府委員(岡實君) 議長、

○副議長(濱田國松君) 岡政府委員。

〔政府委員岡實君登壇〕

○政府委員(岡實君) 唯今鈴木君から種々の問題に亘りまして縷々御質問がありました、それに付きまして政府の所見を搔摘んで申述べます、戰後に於ける我が化學工業を如何に維持すべきやと云ふ點に付ての御配慮は、政府に於ても全く御同意御同感でございます、政府は曩に化學工業調査會なるものを特設致しまして、諸方面より學者並に實際家を網羅して、化學工業の勃興及び既に起つた所の化學工業を如何に維持すべきやと云ふ方策に付て、種々研究し今尚ほ其研究を繼續致して居るやうな次第でござります、而して又一面此經濟調査會なるものを組織致しまして、化學工業を戰後に維持するに必要なる各種の方策に付て、之に諮詢を致しましたのであります、此經濟調査會は數十回に亘りまして、質問者の御提出になつた所の是と同一の問題に付て愼重周密なる調査を致したのでござります、其結果は各種の製品に付て其關稅をどの位の程度に迄上げたなれば戰後に於て來るべき「ダムピング」其他の不當競爭に對して堪へ得るや、此等の問題の解決に付て大體の見込は既に出來て居る、而して數字までも一應の調査を終つて居るのでござります、而して此結果を關稅定率法の改正として、本期議會に提出するの時機なりや否やと云ふ問題に付て、更に政府部内に於ては、關係各省と十分協議を致したのでござります併ながら御承知の通り、唯今歐洲の産業狀態、並に米國の産業狀態も極めて不安定な狀態に居るのでありまして、戰後になつたならば是が如何なる狀態に於て恢復し來るや、未知の問題が中々少なくないのであります、此未知の問題を眼前に控へて居つて、今確定不動の關稅率を此處に釘付にして仕舞ふと云ふ事は、或は如何であらうか、寧ろ尚ほ少しく此世界の産業狀態の安定を待ち、且我國の新に勃興した所の多くの化學工業が、如何なる程度に於て其技術經濟を改善し得るやと云ふ點に付ては、尚ほ一層の見極めを付けた上に、案として之を議會に提出しても晩くはあるまい、斯る見地より致しまして、夫等の調査に付ては尚ほ一層時局の變遷と共に、調査を繼續すると云ふ意味を以て、本期議會には此關稅政策に付ては、何等の提案も致さなかつた譯でございます、而して其調査の内容等に付きましては、若し機會があれば之を申上げることは、少しも政府に於て拒む所ではないのであります、第二の補給政策に關する御質問でございました、此補給政策に付ては質問者の御述になりました如く、化學工業の隨一とも申すべき所の「タール」工業、即ち染料工業に付て政府は補助金を給すると云ふことに致し、一面に於ては又二つの製藥會社に對して、補助を給すると云ふ制度を立て、尚ほ第三には軍需品として最も必要なる「グリセリン」――爆藥原料として缺くべからざる「グリセリン」に對して、補助を給する制度を立てゝ居るのであります、此諸會社の事業進行に付て、唯今御說がありましたが、此御說に付きては政府は全然首肯することが出來ないのであります、政府は是等の會社を督勵して、出來得る丈此時局に貢獻せしむべく、非常なる努力を致して居る譯であ

ります、染料會社、及「グリセリン」會社、製藥會社、共に國家に奉公するの考を以て、其事業を進捗致して居るのであります、併ながら若し尙ほ遺憾とする點があれば、それ等の點に付ての改善を講ずる事に付て、萬一の遺漏なきを期すると云ふことを、此際更に申上げて置きます、それから各種工業藥品に付て、政府は如何に考へて居るかと云ふ御質問でございましたが、御承知の如く海外から來る所の各種工業藥品の杜絶と云ふことに原因して、吾々が當初考へて居つたよりも、尙ほ以上に此工業藥品の製造事業が各地に起つたのであります、而して目下の所は大體に於て工業藥品の供給は、先づ是にて相當の見込は付いて居る譯である、此上に政府が補助金を交給して、新たなる工業藥品を製造する會社を起すの必要は認めないのであります、唯々併し曹達事業に付きましては非常なる重要程度に在るに拘らず今尙ほ多少政府に於て新しい會社を拵へることに付て、躊躇致して居る理由がある、それは曹達の製法なるものに付て、旣に多大の犧牲を拂つて、或程度に於て成功した事業者があるのであります、此事業者の唯今抱持して居る考は、將來日本及支那に對して此曹達を供給すると云ふ丈の大なる考を以て、仕事を進めつゝあるのであります、唯今の出來高は甚だ多くないのでありますけれども、併ながらそれ丈の考を實行し得る力があるものと政府は認めて居る是に於てか化學工業調査會に於て調べましたる總ての事を、其會社にも間接直接に示し、出來得る丈の指導誘掖を加へて、其事業の遂行上、十分便利であるやうに發達の早いやうに助成を致して居る譯でございます、惟ふに化學工業の二大眼目の一である曹達事業に付ては、今此事業を創めて居る資本家、此事業を「アンモニヤ」曹達法と稱する方法を以て、始めて居る所の事業家に依て、必ず大成さるであらうと云ふことを概ね信じて居るが爲に、吾々は其經過を目下觀望し、且つ是が成功を助成しつゝあると云ふことを申上げて置きます、其他の工業藥品に付ては、戰後如何にすべきやと云ふ問題が殘つて居る併ながら新に今新規の會社を起さすに付て、政府の助成を要するものありや否やと云ふことに付ては、唯今の所、其の事は多く斯の如き問題はないと云ふことを申上げて置きます、それから化學工業に對して機械器具等の輸入稅を免除するの意思なきやと云ふ御質問でございましたが、唯今の所は概ね化學工業は相當の利潤を得て、事業を進行致して居るのでありますから、目下差當り斯の如き提案を爲すの意思にはありませぬ、それから第三の原料問題に於きまして、鹽に付て縷々御述べの點には、一々敬承致しました、目下政府は鹽の供給に付て出來る丈の便宜を圖り、且又何等の利益を得ずして、之を當業者に分配して居ると云ふことを、此際明瞭に申上げて置きます、それから「タール」原料に付て、目下の供給は甚だ微弱であるが、政府は之を如何にするやと云ふ御質問でございました、成程「タール」原料は目下の所多くはありませぬ、併ながら今後製鐵事業の發達と共に、必ずや我國の「タール」工業に供給し得る丈の原料は、是より供給し得るものと信じて居ります、而して又一面瓦斯事業も漸次發達致して居る――唯今の所は少しく挫折して居りますが、是は必ず漸次に發達するものに相違ない、であるから「タール」事業の發達と云ふ事と、瓦斯並に製鐵事業の發達と云ふ事とが相併行致しまして、概ね我國の要する原料を供給することが出來やうと思つて居ります、併ながら或は處る、化學工業の發達が早いが爲に、是等原料の不足を告げることがないとは言へない、此場合に於ては支那其他より原料を輸入することに付ては、遺憾なきを期したいと考へて居ります、それから窒素工業に付きまして、段々御述の事も拜承致しました、其御趣意は旣に民間に於ても、段々之を計畫する者が有るやうであるから、先づそれ等の事業に讓つて置いても差支ないぢやないかと云ふが如き御意見のやうでございまする、政府は固より此窒素工業なるものを、政府の獨占として何時までも之を政府のみが經營すると云ふ意見は無いのであります、併ながら此工業は今鈴木君も縷々御述になつた如く、國家の存立と云ふ事と離るべからざる關係のある事でありますから、之を民間の事業家のみに一任し去つて置くことは出來ない、どうしても政府自ら進んで、此事業の發端を啓いて、必要なる硏究を爲すことの最も急須なるを認めて居るのであります、是れ卽ち今回豫算に於きまして、政府が之に必要なる經費を要求し、本院の御同意を得た譯でございます、而して民間の企業者に對して、本事業に關する特許を與へることを認めるや否やと云ふ點は、今愼重に考慮中であります、最後に御述になりました諸工業の統一に付ての考、此事は如何にも御尤な次第でありまして　平和克復の曉には、必ずや此分立して居る各種工業會社を成るべく合同せしむる必要の生じて來るのであらうと云ふことは、政府も之を認めて居るのであります、併ながら現狀を以てしては、總ての會社は夫々皆專門々々に依て、又其得意々々に依て各々相當の利潤を得て居る譯であります、此利潤を得て居る場合に、統一と云ふやうな事を言ひ出しても、中々事實行はれるものでないのである、假に行はれるものとしても餘程困難である、故に唯今政府の方策として、强制的の手段を以て此統一を爲さしむると云ふのは、まだ其時機が到達して居らぬと確信して居る、併ながら出來得る丈勸誘指導に依て、類似の事業の同士打的の競爭を避け、成るべく資本及技術者等の共同を圖るやうに致したいと云ふことは、政府も全く質問者と其感を同じくする次第であります。

○副議長（濱田國松君）　質問第四、國民思想に關する質問――田中善立君。

四　國民思想に關する質問（田中善立君提出）

國民思想に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年二月二十日

提出者　田中善立

贊成者　尾崎行雄　外二十九人

國民思想に關する質問主意書

凡そ國家の興廢存亡の分るる所其の理由多々ありと雖最重且大なるは國民思想の堅實なると否とに在り國防充實し財政裕なりと雖國民思想に缺くる所あれは一朝事變に際し忽ち其の廢亡するの實例は今正に吾人の眼前に橫はれり豈に深く鑑みさるへけむや

昨年十月九日夜首相官邸に於て內閣組織一周年祝賀を兼ね上京中の警察部長を招待し席上寺內首相は「世界大勢の赴く所問々民主思想を謳歌するか如き傾向なきにしもあらす」と言はれしか果して斯の如き傾向之れ有るや否惟ふに是れ首相の妄想に非さる乎又當今都鄙一般浮華輕佻の風滔々として橫溢し眞摯の氣象日に月に薄らき剛健質實の風復覩るへからさらむとす蓋是れ敎育勅語戊申詔書の趣旨未た能く[illegible]せさるか[illegible]乎其何にして這の頽風を[illegible]善するの方針なりや

次に現內閣諸公は明治四十四年二月十一日[illegible]へ下し賜はりし明治大帝の　勅語中「人心動もすれは其の歸向を謬らむとす政を爲す者宜く深く之に鑑み倍々憂勤して業を勸め敎を敦くし以て健全の發達を遂けしむへし」と仰せられし　聖旨に克く副ひ奉れりや

以上三要點に付更に本員の詳細なる辯明を俟ち至誠を披瀝して答辯あらむことを望む

右及質問候也

〔田中善立君登壇〕

〔拍手起る〕

○田中善立君　本員の問はんと欲する事は、國防、外交、及財政諸問題を超越せる最も重大なる問題でありますから、政府當局者に於かれましては、是迄の如き一時遁れの不誠實極まる答辯に非らずして、誠意誠心、的確明瞭なる御答辯あらむことを希望して置きます、凡そ國家の興廢存亡の岐るゝ所、其原因多々ありますけれども、最も重且大なる原因は國民思想の堅實なると否とに在つて存する事は、古今の史實に徵して明かであります、而して國民思想の堅實不堅實の因て來る所の原因は、國民の志常に逐げまして人心倦怠せざれば國民の思想は常に堅實であります、若し然らずして國民の志常に壓迫せられ人心倦み果つる場合には、必ず國民の思想は不堅實になるものであります、斯の如くに一旦國民の思想が不堅實になりますれば、如何に强大なる國と雖も遂に衰亡するに至ることは、古今東西の史に依て明かであります、近き清朝の倒れ、今將に露西亞の亡滅せんとするのは、實に其好適例と思ふのであります、然るに此露西亞の現狀に付て、多少露西亞の事情に通じて居らるゝ筈の後藤內務大臣は、本年一月發行の新日本と云ふ雜誌に一論文を寄せられまして露西亞の今殆ど亡滅の悲慘の境に陷つた原因は、民本主義と社會主義の二主義の爲に、斯の如く相成つたものであると云ふことを堂々言うて居られます、實に驚き入つたる御觀察である、苟も露西亞の事情に通ずる者の異口同音に唱ふる所に依りますれば、何が故に彼の强大なる露西亞が哀れ現狀の如き有樣になつたかと申せば、是れ多年の間少數軍閥官僚の徒が、民意を無視し、極端なる非民本主義に依つて

常に上皇帝の威を藉りて以て下國民に臨む、右に警察權左に司法權を持つて國民に臨みまして、我意に反する者は恰も親の仇であるかの如く、威壓脅迫至らざるなく、其怨み相重つたのが今回の時局に際會して忽ち爆發し、遂に今日の悲境に至つたと云ふことは、是は露西亞の事情に精通して居る者の異口同音に唱ふる所であります、如何にもさうあらう事と私は信ずる、斯の如くに國民の思想が不心得なる爲政者の爲に不堅實になりますれば、斯る強大國も忽ちにして亡滅せんとするのでありますから、此點に付て爲政者は常に深く注意を拂はなければならぬ事と思ふのであります、著近時我國民心の歸嚮に付きまして、是が憂慮の聲朝野に漸次喧しくなつたやうであります、併ながら本員の寡聞なる未だ曾て其由て來る原因を的確に批評する聲を耳に致しませぬのは甚だ奇怪であります、昨年十月九日首相官邸に於て催された所の、現内閣組織一週年記念祝賀會の席上に於ける寺内總理大臣の、各地方警察部長に對する演說の中に、世界大勢の趨く所動もすれば民主々義に謳歌するが如き傾向なきにしも非らずと云ふことを言つて居られます、是は唯々漫然憂慮の聲に驚いて、寺内伯が斯の如き妄斷をされたのではあるまいかと思はれる、我國五千萬同胞中に此所謂民主々義、寺内伯の言はれる民主々義は共和的危險なる民主々義の謂ひでありませうが、斯の如き民主々義に謳歌することが果して何にあるや否や、私は大に疑はざるを得ぬのであります、恐らく若し萬一斯の如き者ありとするならば、是は寺内伯等の如き一味の輩が之を自ら造り出したる幻影ではなからうかと思はれるのであります、斯く本員が申す所以は諸君御承知の通り、先年我國史に一大汚點を印したる所の彼の幸德秋水一派の大逆事件であります、實に世界をも驚かしたる所の一大不祥事でありますが、彼の恐るべき所の不逞の徒も、段々其眞意を調べて見ますと云ふと、本心は實にあゝ云ふ事をする考は毛頭無かつたと云ふのである、即ち其始めは穩健なる社會政策を行はんとするや、其社會と云ふ聲に驚いて當時の官憲は有らゆる手段を以て之を壓迫したのである、進退全く谷つて自暴自棄、心にも無き斯の如き非違を企てたと云ふことは事實であります、して見れば是は彼等の本心は、矢張り忠良なる臣民であつたのでありますけれども、警察官等の所爲、遂に是れに至らしめたる一の幻影に過ぎないのである、故に私は寺内伯の御心配も、或は斯る自ら作り爲したる一の幻影に驚いて居られるのではないかと思ふのであります、若し然らずして憂ふべき聲を耳にしたと言はるゝならば、或は吾人の常に唱道して居ります、民本主義と云ふのを、穿き違へたのではあるまいかと思ふのである、既に後藤内相は此の點に於いて、大なる誤解をして居らるゝやうでありますが、寺内伯も此の民本主義――吾々が盛んに唱道する所の民本主義の誤解であるまいかと思ふ、惟ふに吾々が唱道しまする民本主義は、全く我國建國以來の政治の根本主義を唱道するに外ならぬのである、我國の政治の本體は申すまでもなく、絕對無限の權威を有する所の君主々義である、何者も之れを侵すことの出來ぬことは、敢て多言を要しませぬが、其の本體よりして政治の運用に至りますれば、飽までも民意を尊重する、民の心を以つて心として政をすると云ふことが、即ち我建國以來の政治運用の根本主義である、仁德帝は之れに就いて何と仰せられて居りますか、「其レ天ノ君ヲ立ツル是レ百姓ノ爲ナリ然ラハ即チ君ハ百姓ヲ以テ本ト爲ス」又明治大帝が明治元年三月十四日天地神明に御誓になつた五箇條の御誓文の中には「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス」と仰せられてある、又同日天下に御公布になりました所の彼の御宸翰の中には「天下億兆一人モ其所ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナレハ」と仰せられた、是れ全く　皇祖皇宗に御誓になつたところの　明治大帝の大御心は、政を爲すには民本主義ならざるへからずと云ふことが、炳として日月の如しである、然るに是まで軍閥官僚の徒は心得違をして恰も明治維新に於ける如き行動をなして居るが爲に、今日未だ憲政の實が舉らぬ、今日變體的内閣が上に在る所以は、即ちさう云ふ次第であると思ふのである、故に此民本主義と云ふことは、吾々はどうしても之を唱導し、一日も早く此實現を見んければならぬと云ふことは申すまでもないことであります、寺内首相以下現内閣諸公は之に對して如何なる御考でありますか、何故に斯かる妄想を抱いて、斃く其暇に、一日も早く身を以て之を實現すると云ふことに努めざるやと云ふことが、是亦私の質問の趣意であります、次に當今上下一般に浮華輕佻奢侈の弊風が盛んであります之に就て寺内首相は一昨年以來、機會のある度毎に憂慮の聲を放つて居られます、如何にも御同感至極であります、併ながら此の如き弊風が盛んになると云ふ其原因を果して究めて居らるゝや否や、官尊民卑の風ある今日の我國に於きましては、上の爲す所下之に倣ふ、如何に下に向つて此弊風を矯めんとしました所が、上輔弼の任に在る所の大臣宰相にして自ら之に背くやうな事ありせば、到底其實行を見ることは出來ぬと思ふのであります、即ち教育勅語、戊申詔書、此有難き　明治大帝の御聖旨が一般國民に十分徹底するにあらずんば、此弊風を改めんとしても到底不可能であらうと思ふ、此點に於て寺内首相初め現内閣諸公は誠心誠意此徹底に努めて居らるゝや否や、一昨年大命を拜せられて以來、寺内首相の行ふ所と、其言ふ所とは全く相反し、苟も我が政敵に對しては奸詐譎慧到らざるなく、有らゆる手段を以て之を排斥し、之を壓迫せんとして居る、此の如き有樣にして、又自分の非は悉く棚に上げて置いて、責任を解せず恥を知らず、恬として其地位に噛り付いて居るやうな考で、どうして是が徹底を圖ることが出來ますか、殊に風教を監督すべき責任に在らるゝ所の後藤内務大臣は、此點に就て深く省みなければならぬと思ふのであります、嘗て野に在る時に於ては、匹夫も猶且つ恥ずる如き非行を敢てし、一昨年以來後藤内相の言はるゝ所と、其行とは全く相反すること實に枚擧に遑あらずであります、殊に今日の奢侈の風を改めんとするに就て、許すべからざる見遁がすべからざる後藤内相の言行に就て一言申上げますが、一月二十九日の豫算委員會に於ける同志高木正年君の質問に對し彼の壇に上つて居りまする麻布御殿とやら云ふ、其事柄に就て斯う云ふことを答へて居られる「私の建築を止めることが果して此帝國の内閣員として謹愼を表すべきものであると云ふ如き委縮的議論を以て世界の此戰爭に參加することが出來ませうか」と云ふことを言つて居られる、實に不謹愼極まる言と私は思ふ、今日多數國民は物價騰貴の爲めに生活難の叫びをして、其聲が耳に達しないのでありますか、戊申詔書の中には何と仰せられてある、華を去り實に就き(「柄にないぞ」「生意氣を言ふな」と呼ふ者あり)

○副議長(濱田國松君)　靜肅に……

○田中善立君　斯る事柄を後藤内相は何と御考になつて居りますか、斯く不謹愼極まることを議場に於て放言し、身の行は全く戊申詔書を知らざる如き行爲をして居つて、それで以て下に向つて能く之を徹底せしむることがどうして出來ますか、是は必ずしも政治上の問題ではございませぬ、能く貴官の良心に御問になつたら、本員の言ふ事が御分りになるであらうと思ふ、次に明治四十四年二月十一日　明治大帝が濟生會に降し賜はりし其御詔勅の中に「人心動モスレハ其歸向ヲ謬ラントス政ヲ爲ス者宜ク深ク此ニ鑑ミ倍々憂勤シテ業ヲ勸メ教ヲ敦クシ以テ健全ノ發達ヲ遂ケシムヘシ」と仰せられてありまするが寺内首相を始め現内閣の諸君は、此御聖旨に能く副ひ奉つて居らるゝや否や、惟ふに此御詔勅の降りし當時、寺内伯後藤男は時の閣班に列して居られて、深く肝に銘じて居らるゝ筈である、然るに其後伯等の爲さるゝ所を見ると云ふと、どうしても此御聖旨に遵ひ奉つて居らるゝと云ふことは認むることが出來ぬのである、此御詔勅の出ましたのは、畏多くも惟ふに其前年に幸德秋水の一件がありまして、斯の如きことを仰せられたものであらうかと拜察し奉るのでありますが、此事は先きに申した如く、當時軍閥官僚の不心得より、斯の如き取返しの出來ぬ一大汚點を貽したのであります、其事柄を今尙ほ改めずして、以て(「君は知らないからだ」「馬鹿なことを言へ」と呼ふ者あり)

○副議長(濱田國松君)　靜肅に……

○田中善立君　國民を見るのに宛も仇敵の如く、自己の意見に反する者は常に仇敵の如くに、警官の力を以て壓迫すると云ふことは、實に容すべからざることゝ私は思ふ、外、外交は機宜を全く失し、折角順調になりし所の貿易は又將に逆調せんとして居る内經濟の方針立たずして諸物價は益々暴騰して、國民の多數は生活難の愬を爲して居ると云ふ此狀態であつて、どうして精勤して業を國民に勸めると云ふことが言はれませうか(「大隈内閣の事を考へて見ろ」と呼ふ者あり)又曩に申す如く、國民の精神思想は實に不堅實に赴きつゝある、斯の如くにして尙ほ能く教を敦くして以て健全の發達を遂げしむると云ふ御聖旨に副ふて居ると云ふことが言はれませうか、實に此點に付て諸公はどう云ふ考を一體持つて居らるゝのであるか、今日の如くにして尙且つ能く此御聖旨に遵ひ奉つて、此國難の將に目睫の間に迫

つて居る今日、其地位に在つて其職を全うすることが出來ると御考になつて居るや否や、終りに臨みまして、殊に後藤內務大臣に御伺ひ致します、先般來巷間傳ふる所の怪しげなる事柄は、吾々は馬耳東風に聞流して居つたのでありますが、天下に可なり信用篤き所の日本及日本人と云ふ雜誌に、非常に事細かに其事や稍々眞實なるが如く、的確なる事實なるが如く確信を以て茲に二十四頁に亘つて書かれて居るのであります、此事を尙ほ我れ敢て關せずと放任さるゝならば、是れ男一個人の致命傷たるのみならず、實に國家の風敎上、國民の思想上、容すべからざることゝ思ふのでございます、故に既に斯う云ふ風に公表された以上は、明かに此事の眞僞を辯明されて、殊に此中に書いてあります千二百餘萬圓、不正手段で儲けられたと云ふやうな事柄がありますが斯う云ふ事柄は特に天下に公表して以て――或は財產目錄を以て天下に公表して辯明されるに至らざれば、遂に天下は之を信ずるに至ります（拍手起る）決して冷笑するところではない、實に國家の爲に由由敷き事柄になるのであります、一々之を朗讀するのは甚だ時間が掛りますから、議長の許を得て速記錄に載せて置きますから十分に御辯明あつて、天下の疑惑を解かれるか、解く能はずんば速に職を辭するのが當然であらうと思ふのであります、是丈……

〔拍手起る〕

〔「雜誌のやうなものを當てにするな」「立派な議論を出せ」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君） 後藤內務大臣。

〔「そんな薄弱な事では駄目だ」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君） 靜肅に……

〔國務大臣男爵後藤新平君登壇〕

○國務大臣（男爵後藤新平君） 田中善立君の御質問に御答致します、田中善立君の御辯論の趣旨は、大部分適當の事であります、併ながら其材料の違つて居る事と、吾々の所信と違つて居ると云ふ事に付て茲に一言申します、本日は總理大臣は差支がありまするから、國務大臣として此處に總理大臣の演說に對することを第一に申述べやうと思ひます、總理大臣の昨年十月九日の官邸に於ける警察部長に對する演說は、世界の大勢の趨く所、間々民主思想を謳歌するが如き傾向なきにしもあらず、地方行政の任に當る者は、國體に鑑み前途を慮り、能く一般の人民を指導して、勤儉質實の美風を獎勵し云々とあります、此點に付て御非難があるやうでありますが、民本主義の誤解を警めたのでありまして、決して田中善立君の御意見と其本體に於て違ふ所ないやうでございます、何か田中善立君は民の心を本としなど云ふ事の言葉を藉りて、其民本主義が違つたる一種特別なるものを持つて居らるゝやうに言はれてありまするけれども、其處は御意見の相違かも知れませぬ唯近來民本主義を唱ふる者、所謂公論に藉りて私情を逞うすること勿れと云ふやうな意義からして、民本主義の誤解したる鼓吹に惑はされて、其大本を謬る者の無からんことを警められたものでありまして全文を理解する者は、決して田中君が此處に述べられましたやうな弊害は無きものと信ずるのであります、次に自分の事を棚に上げ云々と云ふことの御話もありましたが、是は寔に人の免れざる所であります（笑聲起る）斯う云ふことが澤山政治上にも現はれるやうであります、是は御互に誡めなければならぬことであります（拍手起る）少數の兵を以て富士の卷狩をして、而して大恩賞を行うて以て天下を紊すものがあつたならば、是れ奢侈の甚しきもの、職權の濫用と謂はなければならぬのであります、能く自分の事を棚に上げぬでも、衷心徐かに考へることが私は必要であると思ふのであります、それ故に此各々の人が自ら省みてやると云ふことの御忠告御諫言は、是は喜んで容れるべきことであります、次に戊申詔勅云々、又濟生會に賜つたる所の明治大帝の勅語に云々と云ふ事がございました、此點に付ては洵に御意見の所を謹んで拜承致す次第であります、併ながらどうも全文から見ますると、公論に藉りて私情を逞しくするではないでありませうか、併ながら御意見の所の洵に全部が貧弱であります、勅語に藉りて其勢威を張つたやうに見える位にしか私の方に感じないので、甚だ其趣旨の在る所を疑ふのであります、そこで全體に付ては種々御意見のある所のものは、誤解に出づるにあらざれば曲解、曲解に出づるにあらざれば唯だ或辯論を逞しくすることを綴られたに過ぎぬと云ふやうにしか見えぬのであります（拍手起る）甚だ是は田中善立君の爲に悲むことと考へます、夫故に之に對して一々申上げることもないのでありますが、豫算總會に於て高木正年君に答へたる所の一事は、內閣員として不謹愼であると云ふことがあります、是は私に此議場の貴き時間を費すことは、甚だ恐縮でありますけれども、少しく申上げなければならぬだらうと思ふ、第一田中正年君は（笑聲起る）高木正年君は――高木正年君は自身に確實なる事を以て仰しやつたのでないと云ふことが、速記に留つて居るのであります、又其當時にも確實なる證據を以て言はれたことでありませぬが私は高木正年君は非常に同情の多い御方で、非常に敬虔の念を有つて居るのでありますから、之に對して無責任なることを言ふと、言葉咎をして人を攻擊することは宜しくないと考へたのである、それ故に頗る單簡に申上げて置いた、第一千二百萬圓と云ふ金、六十萬圓の建築などゝ云ふことに付て、總會に於ても本會に於ても一言せんとするならば、相當の證據を具へて言はなければならぬ、又今にして日本帝國に左樣なる財產の有る者が何だか譯の分らぬなどゝ云ふやうな、一體非文明な生活でないと云ふことは、諸君の御承知になつて居ることであらう、それが明瞭に分る時代に於て――斯の如きことを十分に調査もせず言ふと云ふことは、甚だ無責任不謹愼でないかと私は考へたのである、此に於て再び本會に於て更に其邊の調査もなく、貴重なる時間貴重なる議場に漫然と言はれると云ふことに付ては、之には甚だ辯解を努むると云ふことは狂人に和する非狂人の誹を免れぬことを慮れるのであります、又世に匿名の投書若くは匿名の文章を以て、個人の行動を是非すると云ふことは、誠意を缺き不眞面目な舞文曲筆になると云ふことは、是は今日の文明世界の紳士生活に於て、最も明かなことであります、然るに匿名若くは僞名を以て書かれたる所のものに對して、反駁する事は甚だ大人氣なき事であり、又要らぬ騷擾を釀すことであります、是等の事は自然明かなるを待つが當然であると考へて居る、所が今や本議場に於て、帝國議會の議員たる田中君に依て問ふ所となつたから、唯今承つて甚だ辯解の機を得ると思つて、喜んで此所に多少の時間を妨げても申述べて見たいと云ふ念慮が勃然として起つたのであります（「謹聽」と呼ふ者あり）然るに其言はれる所のものは何であるかと云ふと、矢張其匿名舞文曲筆の外に出でなかつたと云ふことは、甚だ遺憾とする所であります、而して田中君は此日本新聞に書いた所の曲論を捉へ來つた外、何物も無きことを遺憾と致す丈に過ぎないのであります、斯の如き事實の曲解、閑文字の戲れに對し唯々無根虛妄の言なりと聲明することを憚らぬ丈のことであります、又財產を洗つて見せよと云ふことであるならば、田中君自ら若し洗つて見せた所に於て、正然たるものがあつたら、如何なる責任を執られるか、明かでなければならぬ、唯々新聞に出たものを持つて來たから、斯う云ふことであるなどゝ云ふことで、そんな事ではいかぬのであります、斯樣なる事は私は紳士として丈でも甚だ惜む所でありますが、議場の言として、斯の如き無根虛妄の言を以て、苟も帝國の內閣員に向つて攻擊を試みやうと云ふことは、少し御省みになつても宜からうと私は考へるのである、又帝國の正義の上からも、自分は甚だ惜む所だと考へます、是れ或は田中君の筆法に依つたならば、自分の事を棚に上げて、人を攻めると仰しやるかも知らぬ、それは御互に攻めなければならぬものと考へて苦言を呈するのであります、而して若し私の財產を洗つて見たいと云ふことであつたならば、先づ第一に誠實に御調べになるならば、區役所に行つて何故に後藤新平は一級選擧民となりしか、何年何月になりしかを一つ御調べになるのが必要である、而して其一級選擧民となりしは何年何月何物に依りなつたのであるか、之を調べて見たならば、次には即ち登記所に行つて見れば分るのである、是は少し此所で斯樣なることに對して一言も言ふ價がないとすれば、又言ふと云ふことは、少し可笑しいか知らぬけれども、其位に申上げぬと少し分らないかと思ふ田中君は（笑聲起る）私は少しく申上げて見たいと思ふのですが、議場に數分時御許を願ひたい、私の一級選擧民となつて居るのは、麻布區に於て七千坪の邸があるからである、其邸は何時幾日に買つたものであるか、明治二十八年に買つたのである、幾らで買つたのであるかと云ふことは皆明かである、明治二十八年と云ふのは、私が相馬事件に座して、牢から出て來た時である、其時に方つて各地に於て同情の人が翕然として私に之に對して何等かの一臂の力を盡さうと云ふ事になつたのである、其中に名古屋大阪に於ける所の諸友人が翕然として之に力を致さうと言つたのである、其時に私は決してもう役人にならぬと云ふ考を有つて居つた爲に、大阪神戸の間に住へと云ふことを勸められた所の友人が居るそれ等が即ち「ミルメ

」の海岸に於て地所を買つて呉れたのである、又それと同時に東京の方の知人は是非東京に居れと云ふことであつて、東京で買つて呉れたのである、即ち其初は麻布新網町に於ける所の地所であつて、三千二百圓で買つたのである、ちやんと明かになつて居る、阿川光裕の世話で買つたのである――もう宜しうございますか、もう少し申上げませうか(「謹聽謹聽」と呼ふ者あり)それからそれは即ち三萬圓に賣れたのであると云ふ事は登記所にあるのである、それから今在る所の七千坪の地所二千坪と五千坪、其五千坪を二十八年一萬圓で買つたのである、初め安場保和か買つたので、即ち其者が其儘私に讓られたのである、一萬圓であつたが今の即ち三十五萬圓の値打がある事は明かである、是即ち造物主の力に依て得たのである、是等は恐らく田中善立君は、此造物主より見放されたものと見て居るであらう、自から省みて其地位を代へられたならば分るであらう、唯言ふ、田中君尚ほ偉大なれ尚ほ忠良なれと答へるの外何事もありませぬ。

○副議長(濱田國松君) 質問第五、精神病者取締に關する件――齋藤紀一君。

五 精神病者取締に關する質問(齋藤紀一君提出)

精神病者取締に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年二月二十一日

提出者 齋藤紀一

贊成者 戸狩權之助

外四十七人

精神病者取締に關する質問主意書

現今幾多の精神病者は公然安寧秩序を害しつつあるものと認む政府は何故に之を放任するや

右及質問候也

〔齋藤紀一君登壇〕

〔拍手起る〕

○齋藤紀一君 本員は精神病取締に關し政府當局者に何ひたいと思ふ、第一精神病者は世の中を自由自在に横行し、暴行を働き、剰へ國民に危害を加へ、而已ならず國法を蹂躙し、是が爲に社會の安寧秩序を紊亂しつつあり、加之國民の生命財産を侵害し、甚しきに至つては狂人等は人を殺し、或は家屋を燒拂ひ、或は強姦を行うて他人の妻を辱め、其他國法を蹂躙するのみならず、社會の制裁を紊しつゝあるにも拘らず、政府は何故に此取締を嚴重にせざるか、何故に此の怖るべき狂人を放任して顧みざるか、第一の質問として政府當局者に伺ふ次第であります、第二は監護法、現行精神病の監護、即ち狂人の取締規則の甚だ不備不完全なるが爲めに、狂人等は國法を無視し人民に弊害を流す、然るにも拘らず、政府は放任して此の法律を改正せざるは、如何なる理由であるか、元來此の精神病監護法即ち狂人取締規則は、之れを案ずるに今を去ること殆ど二十九年の昔、取りも直さず明治二十三年勅令を以つて發布せられまして、今日に至る迄尚ほ未だ何等の改正を加へず、修正もなさず、現行法として施行しつゝあるが如きは、甚だ以つて國家に弊害あることは明かである、況や我日本は精神病者は年々陸續として増加し、其増加と共に又彼等は國家を紊すこと、國民に危害を與ふること實に多大なるものである、故に歐洲の諺にも曰く「精神病者は文明病なり」――精神病者は文明病である、且つ國家を害し恐るべきは偏執狂である、學問上から言つても反撥行爲の多い狂は何であるかと云ふこと、偏執狂程多いのはないのである、此の偏執狂は即ち放火狂は人の家に火を付けてそれを樂み、心々樂み、無上の樂として居る又殺人狂、人を殺す氣狂に至つては、人を殺して其の慘狀たる顏貌を眺め、或は生臭き血液の臭氣を嗅いで無上の樂と爲すが如き、又強姦狂の如き、人の妻女を強姦して非常に樂となして、何とも謂ふべからざる感を覺え、それが爲に斯う云ふ事を數回犯罪をするのである、又其他竊盜狂であるとか、或は固執狂であるとか、或は社會を壞亂すべき氣狂が共々偏執狂である、のみならず偏執狂には一つの妄想性の偏執狂がある、斯の如き人は罪無き人にあの人は己の敵であると云ふ妄想を懷くのである、而してそれに危害を加へ暴行を加へるのである、又或人は惡人である、或は強盜をしてあると云ふやうな所から警察に訴へ、或は裁判に訴へ、甚しきに至つては直訴迄するのである、其他己の妻が或人と姦通して居る姦通も何もそんなことはして居らない、即ち妄想の結果として己の妻が姦通して居ると云ふやうなことから之に危害を加へたり、或は暴行すると云ふことは、斯の如き實例は澤山あるのである、然るに此偏執狂に至つては、唯々偏執した一部の精神に異狀があるのみで、決して他の精神狀態には何等關係がない、常人と同じことである、腦力と云ひ智識の判斷と云ひ、精神機能と云ひ、少しも變つたことはないそれが故に普通人の中に入つて交際しても、あの人は氣狂であるかないかと云ふ事は分らぬ、又裁判官並に辯護士の如きも此偏執狂の行つた事は、所謂普通人間として取扱ふことが澤山ある、故に歐米各國に於ては苟も法廷に於ては、必ず精神病專門醫を傭聘して居る、其實例を擧げますれば澤山ある、さうして巧に偏執狂に限つて其犯罪行爲を隱蔽して、又犯罪行爲を巧に行ふことは彼等の特長である、即ち佛蘭西に於て十三人――數十人を負傷せしめた氣狂がある、一箇年半の間嚴重なる搜索をしてもそれを捕縛することが出來なかつた、それはどう云ふ氣狂であつたかと云ふと、負傷狂と云ふ偏執狂である、或る若き婦人に鋭き「ナイフ」を持つて頰に傷け、其婦人が非常な悲鳴を擧げて泣く、それが彼に取つて非常な樂みなのである、それが又彼が犯罪を數回續ける、又日本に於ても十三回も放火した者がある西洋でも殺人事件が一年も二年も分らぬ例がある、先年死刑に行はれし出齒龜、或は龍雲坊主の如き精神病學より論ずる時は、果して偏執狂であつたかも知れぬ、何となれば彼の出齒龜の如き殆ど八九人も弱姦をやりました、或は巧に隱蔽して行つた、又龍雲坊主の如き殆ど數人を殺すのみならず、巧に行つて其犯罪行爲を隱蔽した、或は精神病學者が之を十分に研究したならば、偏執狂の一種であつたかも知れない、斯の如く精神病の増加と共に、犯罪行爲を爲す狂人が陸續と出るにも拘らず、政府は何故此法律を改正せず今日迄看過して國民に危害を與へ、國家を紊しつゝあるか、此法律を改正せざる理由を伺ひたい、第三には精神病者即ち狂人は重罪、輕罪、即ち殺人強盜、放火、強姦、竊盜、詐欺、其他有らゆる犯罪行爲をなすも、獨り日本の法律に於ては精神病は不論罪である、之を罰するの明文がない、然らば處罰する事が出來ずとすれば、法權を以て何等か取締制裁を加ふる事が出來るか否やと云ふと、司法權に於ては何等權能がない、苟も殺人強盜の重罪を犯した其者を、司法權を以て何等制裁を加へる事が出來ぬと云ふ事は、司法上の一の瑕である、司法權が何れに在るか分らぬ、苟且にも國民の生命財産を保護すべき司法權が一の法權を行ふ事が出來ないで、斯の如き法律を看過して唯々改正もせず、不備なる法律を政府は何が故に捨て置くか然らば司法權は一朝取締の結果、是は狂人なりと云ふ判決を下す時は、何等制裁を加へる事が出來ずして、空しく社會に放還し、是れ恰も猛獸を檻より出して人家稠密の所に拋擲するより以上危險である、何となれば猛獸は單に人畜に殺傷を加へるのみなれども、精神病者に至つては、其以外放火をなし、強姦をなし、強盜をなし、竊盜をなし、有ゆる犯罪行爲をなすものである、然らば此猛獸以上の危險たる事は明かであるそれにも拘らず其司法權は如何であるか、何等の制裁を加へる事出來ずして、此大罪を犯す犯人を空しく社會に放還する如き、實に司法權の不備と言はねばならぬ。

〔此時副議長濱田國松君退席議長大岡育造君著席〕

○齋藤紀一君 然り而して此司法權が斯の如く精神病者に對しては制裁を加へる事も出來ず、縛を爲す事も出來ずとすれば、我政府は行政法を以て之を十分な取締が出來るかと云へば行政法も出來ぬ、苟も此大罪を犯した人間を行政法を以て監置拘禁する事も出來ぬ、長く拘留する事も出來ぬ、又行政法を以て收容する事も出來ぬ、實に是に至つて官權は何れに在るか分らぬ、斯の如く司法權と云ひ、行政權と云ひ、不備なる法律を何故今日迄政府は放任してあるか、然らば今日現行法として如何なる方法を以て精神病を取締つてあるかと云ふと精神病者の戸主並に配偶者、後見者、此中より最も血族の近い所の親近を以て取締として居る、實に恐れざるを得ない、此大罪を犯す大罪人をして唯々貧弱なる一個人に監視監督させて取締をさせて置くのは何事であるか、苟も政府は人民を擁護する上に於て、何を以て擁護するか、實に甚しき不都合と言はねばならぬ、不完全なる法律と言はねばならぬ、此法律をして尚ほ未だ改正もせざるは何事であるか、今日人を殺し、強姦をなし、強盜をなし、又是より精神病者がさう云ふ大罪を犯さんとする者をして、司法權を以て制する事も出來ず、行政法を以ても制することが出來ず薄弱たる所の一個人に監督取締をさせて置くのは何事であるか、到底個人的此大罪人を取締監督が出來べき筈がない、是が爲めに社會に自由自在に彼等が橫行して暴行を働き、國民に危害を加へつゝあるの

である、政府は何故に此法律を今日まで抛棄してあるか、其理由を伺ひたい、殊に此精神病者は年々歳々增加し、今や既に日本全國に於て數萬を有して居るのである、其半は殆ど犯罪行爲をなす者、又危險人物として注意を加へて置かなければならぬのである、近くは新聞で御承知でありませうが、つい此間の事である、王子警察署に於てそちこちに放火がある、それが爲め警察署は全力を盡して之を探偵したすると云ふと十六歳の未成年が捕縛された、調べて見ると彼曰く、火を放ける事が實に面白く愉快で堪らぬ、それで是迄度々火を放けて居る、是れ即ち偏執狂である、然らば精神狀態が變じて居るかどうと云ふと、少しも變じてない普通の人間と同じである先月も板橋警察署で捕縛した四十一歳の女、板橋に頻々放火があつた、それ故に板橋署が嚴重なる探偵をした結果、四十一歳の女を捕へた、此女が白狀して曰く、今日まで數回放火をして、昨年十二月漸く無罪放免となつて彼は出て來たのである、是等の如き放火狂の一として實に恐るべきものである、今後は宜しく此偏執狂として、政府も國家の爲め國民の爲め十分取締をせねばならぬと云ふ事は、言を俟たざる次第である、又西洋では（「簡單」と呼ぶ者あり）國民の爲め國家の爲め、之を取締る上に於て悉く一定の法を設け、官立病院、公立病院を設けて皆收容してある、然るに日本は未だ其設備も無いのは實に遺憾である、政府は如何なる考であるか、後段に於て之を質問する次第であります（「早く願ひます」と呼ふ者あり）第四の質問は精神病者は前條述ぶるが如く、社會を害し國民に危害を加へ、其他種種の弊害を爲しつゝあるものを、政府に於ては精神病取締に關し、何か適當なる方法の御考案がありや否や伺ひたい、第二に此精神病取締に付、歐米各國の精神病取締實例に鑑み我日本に於て官立公立精神病院を設立する計畫ありや否や、第二に之を伺ひたい、若し此官公立精神病院が設立したならば其精神病者は悉く監置する方針なりや否や、是も伺ひたいそれから第四には歐米に於ては獨り精神病のみならず、國民の爲め國家の爲めに癲癇と雖も白痴と雖も悉く監禁して監置してある、官公立病院に悉く監禁して居る、吾々は癲癇や馬鹿などは餘り社會に害が無いと思つて居る 然るに文明國に至つては、人民保護の爲め悉く皆監置して居る、或は癲癇病院、或は白痴病院と云ふものを官公立を以て建てゝある、我政府は進んでそれまでやるや否や伺ひたい、それから此間內務省の保健課の調査を見まするに、日本全國の精神病者は約六萬五千人と云ふ統計が現はれて居る、余輩は歐米各國の精神病の統計を見ると、是は甚だ疑はざるを得ない、何れの國と雖も文明國は千人に對して四人半、乃至三人の精神病者を有して居る、我日本の統計を見ると、假に六千萬人の人口に比較すると、六萬五千人と云ふものは僅に千人に對して一人强である、此統計は內務省保健課に於ては如何なる方法を以て調査せしや、確實なる調査であるや否や伺ひたい、それから第五の質問として、政府は何故に狂人に新聞發行權を許可せしか伺ひたい是は昨年一月一日を以て初刊を發刊し、續いて尙ほ今發刊しつゝある懲惡新聞、此編輯人の名前は、人權を重んじ德義に鑑みて申しませぬが、彼は一昨年四月精神に異狀を來し、妄想の結果、或人を殺害せんとして重傷を負はしたのである、其時に臨んで刑事被告人として取調を受け、警視廳醫が之を精神病者なりと診斷をし、それが爲に無罪になつたのである、然れども警視廳は尙ほ念の爲に專門の精神病醫に確實に診察をせしめ、其醫者も精神病者なりと診斷をしたのである、彼の精神病者たることは此一例に依つても分る、それから第二は警視廳が、此懲惡新聞編輯人は確實なる精神病者なることを確め、或る病院に命令的に監置拘禁したのである、是が第二の證據である、第三に彼は精神病者なる爲に、約四箇月間或病院に於て治療を加へしも、偏執狂なるが爲に病院では治らぬ、それが爲に看護義務者も入院料の關係、並に財政の關係等にて屢々警視廳に出願して其退院を迫つた、警視廳に於ても度々の事でもあり、其事情を能く察し退院を許可した（「簡單簡單」と呼ふ者あり）彼は恰も猛獸が檻から出された如く、社會に出て、忽ちに狂的を發揮し、妄想に妄想を起し、或る人に向つて非常に大惡人である、殺人犯人である、其他竊盜をなすとか、强盜をなすと云ふやうな事を言ひ、種々の妄想を重ねて、東京地方裁判所の檢事局へ告發したのである、所で檢事局は殺人犯罪を以て一旦取調べた結果、彼の精神病者たることを知つて、殊に其告發書には殺人、放火、强盜强姦有ゆる罪名を書き、既遂犯、未遂犯として告發して居る、故に檢事局は放任して置いた、然るに彼は斯の如き犯罪行爲が數罪俱發して居ると、屢々檢事局に告發したのである、然れども檢事局は之を普通の人間とは看做さぬ、狂人として取扱つたのである、それで此告發書に依つても、彼の狂人たることを證明することが出來る、それから第五には彼は檢事局へ訴へても、檢事局が取調べざる爲に、警視廳並に青山警察署、赤坂警察署に斯樣な犯罪行爲があるから、取調べて吳れと云ふ願書を出して居る、又內務大臣に向つても、一の上申を致したのである斯の如き上申を爲すに拘らず、取調べられない爲めに彼は妄想を重ねて、檢事正は彼より二千圓の賄賂を取つて居る、或は新聞社員、通信社員は五百圓、八百圓の賄賂を取つて居る、警視廳の三部長も多少の賄賂を取つて居る、內務大臣並に警察署も臭いと云ふやうな事を公衆に向つて屢々公言したのである是が第五の彼の狂人たることを證明して明かであるそれから彼は檢事局に於ても、警察署に於ても、取調べざる爲に、憤然として自ら私立檢事局を設立した、其私立檢事局なるものを設立すると同時に、第一に後藤大臣閣下を始め、警視廳第三部長、赤坂警察署長、青山警察署長、其他二三の新聞社に對して名狀すべからざる惡辣なる名譽を毀損する事を列擧し、それを特筆大書して、殆ど疊大の紙に列擧して交通頻繁なる神田の眼鏡橋附近を始め、日本橋邊、本所、赤坂、下谷其他數箇所にぶら下げたのである然るに警察署は治安を妨害し且つ風俗壞亂と云ふ意味に於て直に取剝した、然れども彼の所轄警察署たる外神田警察署には何時までも其紙をぶら下げてあつたから、或る人が斯の如き事は治安を妨害し、風俗を壞亂するにも拘らず、警察署は何故に路傍に斯樣な物を貼出さして居るかと質問したら、警察署の答に曰く、一旦取剝したが、彼が再び斯う云ふ事をして大いに困つて居る、尙ほ警察署でも屢々召喚をして、其取剝しを命ずると、彼は決して取剝さぬ、一年でも二年でも貼る、若し君方が裁判に訴へて、其裁判の判決に依て取れと云ふなら取らうと云ふことを楯にして取らぬ、其時に彼は狂人であると云ふことを外神田警察署に於ても證明して居る、是が第六の證言である、第七には彼は昨年一月以來懲惡新聞なるものを發行し、警視廳の名譽を毀損し、業務を妨害する記事は每號記載して居る（「何を言つてるのか分りませぬ」と呼ふ者あり）それ故に名譽を毀損する所の事柄、並に業務妨害の廉を以て東京地方裁判所に訴へた、然るに檢事局は、彼が狂人であるから起訴することが出來ぬと云ふことになつたのである、是に由て之を觀れば司法者ですらも、彼の精神病者であると云ふことを—明言して居る、彼は狂人であるから、法律が不備であつて如何とも仕方がないと云ふことを、警視廳も明言して居る、是が第八の彼が狂人たる證言である、それから第九の證言は、昨年衆議院議員選擧の際に臨んで、彼は或る候補者に向つて猛烈に選擧妨害を爲したのである其時に當つて地方警察署並に地方檢事局が、或筋に向つて照會をした、すると彼は狂人であると云ふ返答があつた爲に彼の選擧妨害は其儘にして、彼を狂人なりとして地方警察署並に地方の檢事局は處分をしなかつたのである、是即ち第九の狂人たる證據である（「簡單々々」と呼ふ者あり）それから第十の證明は苟も普通の人間であつたならば、人の名譽を毀損し業務を妨害した限りは、必ずしもそれ丈の處罰を受けなければならぬにも拘らず、每號其新聞は他人の名譽を毀損し、營業を妨害し、加之風俗を紊亂すべき治安を妨害すべき事を每號掲げてある、御承知の如く刑法第二百三十三條には人の名譽を毀損したるものは一年以下の懲役に處し五百圓以下の罰金に處すと云ふ明文がある、又人の業務を——風說を流布し、或は他の方法を以て妨害したる者は三年以下の懲役千圓以下の罰金に處せらるゝと云ふ明文があるにも拘らず、彼は十分其犯罪的の行爲を爲し且人の名譽を毀損し、或は營業を妨害して居るにも拘らず其法網を潛つて居るのは、即ち狂人の狂人たる所以であるそれから第十一の彼の氣狂と云ふ事を證する記事は、即ち彼の懲惡新聞なるものは每號同一の記事を書いて居る。風紀を紊亂し、風俗を紊す事を悉く書いてある（「人の身上に亘る論議はいけませぬ」と呼ふ者あり）是は證言として述べるのです、質問するに付て——夫故に彼の狂人と云ふことは其新聞としても明瞭に分つて居るのである、それをも顧みず政府は何故に此新聞の發行を許して居るのであるか、何故に此狂人たる者に苟も國家に責任ある所の新聞を發行さして居るか、若し政府が彼が精神病たるを知らずして許したものならば、何故に速に禁止せざるか、何故に彼の編輯人兼發行者たるの許可を取消さゞるのであるか、政府に伺ひたいのでありま

す、予輩は斯の如きことが決して醜悪新聞を忌諱して言ふのでもない、又編輯人を彼此言ふのでは決してない、苟も新聞にして社會公益上並に各新聞の名譽を保つが上に、又新聞の體面を保つが上に斯く質問するのであるが、決して唯々醜悪新聞を忌諱するのでも何でもない新聞の體面を保つが爲に言ふのである、苟も政府は狂人に新聞の發行を許可するが如きは、甚だ以て當を得ざるものと信じます、宜しく今後に於て速かに取調の上、應分の處分せられんことを希望すると同時に、如何なる理由を以て此狂人に新聞を許可せしか、其理由を伺ひたい（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 日程第一軍需工業動員法案の第一讀會を開きます。

第一 軍需工業動員法案（政府提出） 第一讀會

軍需工業動員法案

軍需工業動員法

第一條 本法ニ於テ軍需品ト稱スルハ左ノ各號ニ掲クルモノヲ謂フ

一 兵器、艦艇、航空機、彈藥並軍用器具機械及物品

二 軍用ニ供シ得ヘキ船舶、海陸聯絡輸送設備鐵道軌道及其ノ附屬設備其他ノ輸送用物件

三 軍用ニ供シ得ヘキ燃料、被服及糧秣

四 軍用ニ供シ得ヘキ衞生材料及獸醫材料

五 軍用ニ供シ得ヘキ通信用物件

六 前各號ニ掲クルモノノ生産又ハ修理ニ要スル材料、原料、器具機械、設備及建築材料

七 前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル軍用ニ供シ得ヘキ物件

第二條 政府ハ戰時ニ際シ軍需品ノ生産又ハ修理ノ爲必要アルトキハ左ノ各號ニ掲クル工場及事業場並其ノ附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ、使用シ又ハ收用スルコトヲ得

一 軍需品ノ生産又ハ修理ヲ爲ス工場及事業場

二 前號ニ掲クル工場及事業場ニ要スル原料若ハ燃料ヲ生産シ又ハ電力若ハ動力ヲ發生スル工場及事業場

三 前各號ニ掲クル工場ニ轉用スルコトヲ得ル工場

第三條 政府ハ戰時ニ際シ軍需品ノ生産、修理又ハ貯藏ノ爲必要アルトキハ土地並家屋倉庫其ノ他ノ工作物及其附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ、使用シ又ハ收用スルコトヲ得

第四條 政府ハ戰時ニ際シ軍需品又ハ第二條第二號ノ原料若ハ燃料ノ讓渡、使用、消費、所持、移動若ハ輸出入ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ之ヲ使用シ若ハ收用スルコトヲ得

第五條 前三條ノ規定ニ依ル處分ニ因リ生シタル損害ハ勅令ノ定ムル所ニ先リ政府之ヲ補償ス

第六條 政府ハ戰時ニ際シ兵役ニ在ル者ヲ徵兵令ニ拘ラス勅令ノ定ムル所ニ依リ召集シテ軍事輸送機關又ハ第二條ノ規定ニ依リ政府ノ管理スル工場若ハ事業場ノ業務ニ從事セシムルコトヲ得

前項ノ規定ハ第二條各號ニ掲クル工場又ハ事業場ニシテ國ノ經營ニ係ルモノニ關シ之ヲ準用ス

第七條 政府ハ軍事上必要アルトキハ第二條各號ニ掲クル工場若ハ事業場ヲ有スル者又ハ其ノ管理者ニ對シ其事業ニ使用スル設備、器具機械、從業者若ハ材料原料器具機械ノ供給者又ハ生産發生若ハ修理ノ能力若ハ數量其ノ他事業ノ狀況ニ付必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得

第八條 政府ハ軍事上必要アルトキハ鐵道、軌道船舶、海陸聯絡輸送設備又ハ自動車其ノ他ノ輸送用物件ノ所有者又ハ管理者ニ對シ車輛、軌條船舶又ハ海陸聯絡輸送設備ノ數量、構造、輸送能力、從業者其ノ他必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得

第九條 政府ハ軍事上必要アルトキハ軍需品又ハ第二條第二號ノ原料若ハ燃料ノ取引又ハ保管ヲ業トスル者ニ對シ其ノ取引ノ相手方、取引又ハ保管ノ數量、保管ノ設備其 他ノ事業ノ狀況ニ付必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得

第十條 政府ハ軍事上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第二條各號ニ掲クル工場若ハ事業場ヲ有スル者又ハ前條ニ掲クル者ニシテ一定ノ資格アルモノニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ獎勵金ヲ下付スル事ヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ軍需品ノ生産、修理若ハ貯藏ヲ爲サシメ又ハ軍事上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ前項ノ規定ニ依リ利益保證又ハ獎勵金下付ヲ受クル事業ヲ監督シ又ハ之カ爲必要ナル命令若ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 當該官吏又ハ吏員ハ第七條乃至第九條ノ規定ニ依リ報告ヲ命シ得ル事項調査ノ爲又ハ前條ノ規定ニ依ル監督若ハ處分ヲ爲ス爲必要ナル場所ニ立入リ、検査ヲ爲シ、調査資料ノ提供ヲ求メ又ハ從業者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得

第十二條 利益保證又ハ獎勵金ヲ受クル事業ヲ承繼スル者ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令、之ニ依リテ爲ス處分又ハ利益保證若ハ獎勵金下付ニ附シタル條件ニ依ル前者ノ權利義務ヲ承繼ス

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條又ハ第三條ノ規定ニ依ル管理、使用又ハ收用ヲ拒ミタル者

二 第四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ使用若ハ收用ヲ拒ミタル者

第十四條 第十條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

戰時ニ際シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキ罰前條ニ同シ

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條ノ規定ニ依ル召集ニ應セス又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事スルコトヲ拒ミタル者

二 第七條乃至第九條ノ規定ニ依リ命セラレタル報告ヲ爲サス又ハ虚僞ノ報告ヲ爲シタル者

三 第十條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違犯シタル者

四 第十一條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ職務ノ執行ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ、調査資料ノ提供ヲ爲サス若ハ虚僞ノ調査資料ヲ提供シ又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚僞ノ陳述ヲ爲シタル者

第十六條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務ニ依リ知得シタル事業上ノ祕密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

職務上前項ノ祕密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ祕密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ罰前項ニ同シ

○國務大臣（大島健一君） 議長。

○議長（大岡育造君） 大島陸軍大臣。

〔國務大臣大島健一君登壇〕

○國務大臣（大島健一君） 軍需工業動員法案の提出理由を單簡に申述べます、此法案は各省に跨つて居りまするが、陸軍の關係比較的多くありまするに依て、私より概要を申上げます、今日の戰爭に於て國務の目的を達するに、工業動員の必要なる事は、諸君の夙に御承知の事でありまして、私が別に其必要を說明をする必要は無いと思つて居ります、本法案は歐羅巴の今日施行致して居るのとは趣を異にして居りまして、今回の此法案は、平時より戰時工業動員の準備を規定するのでありまする、即ち歐羅巴の戰時になつて今日の動員を行つて、之に要する規定を致したのとは違つて居るのである、永久の法律でありまして、平時より戰時の準備をするを目的を有つて居りますのであります、法案の內容も既に御覽のことゝ思ひます、概要を申せば第一は戰時に動員すべき工場事業場等、之に聯關して居ります所の範圍を示しまして、其の管理者所有者に、平時の經營施設並に戰時の用に應ずる爲めの準備等の參考を與へる、第二は即ち平時の準備、各工場をして所要の報告を爲さしめる、又政府も所要の調査を工場に於てする、それと所要の利益の補償若くは獎勵金等を與へまして、必要にして現在しませぬ所の原料の生産其他の設備等を爲さしめやうと云ふのであります第三は法の施行に要する罰則であります（「高聲に もう少し大きい聲で願ひます」と呼ふ者あり）大分大きい聲をして居る積りであります、（「聞えませぬ」「詳しい事は委員會で願ひます」と呼ふ者あり）此三つに分れて居りまして法律の性質として動員即ち強制に之を用ゐるとか、或は之に背く者を罰すると云ふことが規定してありますが、法の精神としましては、政府工業者の間に能く意志を疏通させまして、又成るべく工業者の利益を尊重しまして、必要の程度以上に強制の及ばぬやうに、工業事業者をして安心して其經營を爲さしむると云ふことは無論のことであります、此法案はえらい提出が晩くなりまして、甚だ遺憾に存じて居りますが、どうぞ御審議の上早速御協贊を得て、時局の必要にも――萬一の必要にも備へたいと存じまする、どうぞ愼重審議の

上協賛を賜らむことを祈ります。

○議長（大岡育造君）　此法案に付て質疑の通告があります、順序に從て許可致します、高木益太郎君。

〔高木益太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○高木益太郎君　我が同胞が奉公義勇の念に富み明治大帝の御勅諭の如く、國家一旦緩急ある時は軍需品の提供は勿論、其一身を犧牲に供して何等惜む所ないと云ふことは、國民全體一人も此觀念を持たぬ者は無いのであります、此故に今や本案の御提出があると云ふことは、兩手を擧げて吾々國民を代表して協賛を表する者であります、併ながら其細目に付きましては、協賛の趣旨を徹底する爲めに質疑を試みまして、十分に此國防の上に於ける必要を滿したいと云ふことが、本員質疑の趣意であります、第一に此軍需工業動員法なるものは、世界未曾有の戰爭に關する非常的新立法に屬するものでありまして、個人に致しましては所有權並に營業權の不可侵又は商業上工業上勞働上に於ける所の契約自由の原則を打破る一の例外規定でありますからして、此法律は今回の戰爭が終了と同時に、其効力を喪ふものと爲すのが當然ではないか、即ち變則の狀態からして、普通の憲法上の保障の下に復すのが當然ではないか是が第一の御尋であります、即ち臨時立法か、永久立法か永久立法とするならばどう云ふ譯で永久立法と爲すか、第二は永久的立法とするならば、戰時は勿論「平素に於て本法の施行に關して陸海軍と工場との間の聯絡は如何、並に政府は民間工業の發達を圖り、之を奬勵する所の政策はどう云ふ政策を有つて居るか、是は本法の規定の中で奬勵金と云ふ一節がありますけれども、奬勵金の點は法文の上に分つて居ります、奬勵金以外に於て民間工業の發達を圖り、其奬勵を爲す政策はどう云ふ方法を持つて御居でになるか、是は第二に御尋して置きたい所であります、第三は本法を讀んで見ますと、一番肝要なる事柄は勅令に讓つて居るのであります、第五條に「政府ノ軍需處分ニ依リ生シタル損害ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス」とございます、此點に付て陸軍大臣に――是は國民の權利に關して大切なる法案でありますから「イ」から「ヘ」に亘つて項目を分けて各箇の質疑を致したいのであります「イ」としての御尋は損害の補償と云ふものは何を標準として爲すか――ロ――としての御尋は如何なる程度迄の補償を爲すか唯々勅令に依り補償すると書いてある丈であるが如何なる程度迄の補償をなすか「ハ」としての御尋は其の他勅令に依つて定むる內容事項は如何、吾々は勅令を以つて定まるからと云ふので、何でも宜しいと云ふ譯には行かぬのであります、國民の權利に直接影響がありますから、勅令の內容事項と云ふものは、どう云ふ事項を御含みになつて居るのであるか、それを伺ひたい「ニ」としての御尋は先進國に於いては徵發の物件に付いて生產費並に一切の事業經營費に、一定の利益步合を加算して補償を爲すと云ふことになつて居りますが、今度御提案になりました所の補償は、如何なる利益步合を御見込になつて居るのであるか、其の利益步合の限度如何、それは生產費と一切の事業經營費を引いて、其の上に政府は事業經營者にどの位の割合の利益步合を補償なさるのであるか、それから現實に品物が其處に在れば宜しいのでありますが、既に此の商品と云ふものを先物契約に依て他人に賣却して仕舞つて、其契約後徵發命令が來た、其處で契約の對手方は即ち爰に損害を生ずる、契約不履行の爲に損害を生ずる、現物賣買でなくして先物賣買で以て、物件の引渡をしない中に、徵發命令に依て品物を徵發を受けるやうな事は商人に多いのであります、此場合に於て契約不履行の爲に損害を被つた對手方に對しては、如何なる補償を爲すか、次に「ホ」としての御尋は、補償金支拂の方法はどうであるか、例へば被徵發者の都合に依て補償金の一部先拂と云ふことを爲すか、若し爲せば其方法はどう云ふ工合に爲さるか、又多くの場合は現金でありませうけれども、從前行つた如くに、或る場合に於ては公債でも渡すと云ふやうな御考を持つて居られるか、どうか「ヘ」としての御尋は、補償代金決定の方法如何、軍需工場動員施行の結果は更に此工場經營者又は職工等の立場と云ふもの、境遇と云ふものを十分吾々は攻究し研究する必要がある、先づ工業家の立場になつて考へて見ますと、本法の施行の爲に工場の構造を變へなければならぬ、其他一切の設備は變更しなければならぬ、又多大の資本を注入する必要があることは論を俟たぬ、然るに一面日露戰爭北淸事變などの結果を見ると、突然に御用が止まる事がある、今度の日獨戰爭と雖も戰爭終了の時間と云ふものは、人智を以て豫知すべからざるものである、多大の資本を投じて多大の設備をして、突然に是が御用が止んだ、それつ切りであると云ふ事であると工業家の立場と云ふものは餘程困難である、又是に使用される職工は、翌日直ぐ解傭されると云ふ事になると、社會問題としても餘程吾々が此案を協賛する上に於ては考慮を要する必要のある事は論を俟たぬ隨て此軍需品の代償を決定すると云ふ事柄は、多大なる困難と注意を要する、單に勅令のみに一任すると云ふ譯に行かぬのであります、其補償代金を決定する方法如何、斯う云ふ事が此「イロハニホヘ」として各項目に付て一々御親切なる御答辯を願ひたい、何れ賢明なる陸軍大臣其他の諸君は、其點に付て十分なる御調査を遊ばした事であらうと存じますから、私等此案の贊否を決する上に於て、最も必要なる事でありますから、各事項に付て詳細なる周到なる、親切なる御答辯を得たいのであります、次に第四として御尋をして置きたい事は、軍需物品購入其他經理の方法如何、又工業狀態を調査し、又は軍需品徵發機關の組織及其權限如何、既に現內閣になりましても遺米の經濟調査委員の中に、民間の者を御加へになつた事である、頗る結構な事であると思ひます、又船舶管理令の施行に付ても、評議員なる者を民間から指定された、是亦甚だどうも適切な事と信ずる、それより尙ほ以上の國防に關する大切なる事柄を御斷行になる以上は、唯今陸軍大臣が仰せの如く、官民の意思を疏通して、頗る此國家觀念の上からして役人とか國民とか云ふ區別無く、最も密接に水魚の關係を以て、本法の施行に任じなければならぬと云ふ事は勿論の事である、吾々には黨派の觀念を總て捨てて――區々たる黨派の觀念を捨てて、此國防に對する大切なる事であるから、大體に於て政府案に向つて協贊を表して居る以上は、政府も亦大に門戶開放をして、何處迄も民間の力を藉りて、戰爭に勝つ目的の方向に進められる事は、當然であると吾々は信ずるのであります、そこで唯今申上げました軍需物品の購入、其他經理の方法工業狀態の調査及物品徵發の機關、其權限に付て一體どう云ふ御考を御持ちでありませうか、世間往々にして此官僚風軍閥風と云ふ事を言つて、攻擊の矢を放つ者があるのでありますが、當局としては國民に安心を與へて、喜んで此國防の事に關係すると云ふ方針に御向けにならなければならぬと云ふ事は、時局の上に於て當然の次第であると存じます、果して然らば今申上げた如き購買經理工業調査徵發と云ふやうな機關に向つては、官民合同の委員を御設けになる御考があるかどうか、或は民間の人は入れないで、官府の人間丈で御遣りになる御考であるのであるか、又軍事上の經濟軍需物品の經費と云ふものは、金額が巨額に上つて居る、吾々がどうも協賛を表した金額丈でも驚くべき金額に上つて居る、此間に於て動もすれば起る所の濫費の虞のないやうに、此金を有効適切に使用することを要する事も、亦論を俟たぬ譯であります、果して然らば此調査を爲し徵發をすると云ふ事に付て、民間の人物を利用なさる御考であるかどうか、民間に於て商品の購入其他の事に長き經驗を持ち、又熟練の人物は隨分あるのでありますから、是は事情の疎い官僚の方々よりは、民間に十分さう云ふ人物があるのである、現に亞米利加の如きは軍需物品の問題に付ては、殆ど野に遺賢無しと云ふ位に民間の人物を悉く政府が登用して居ると云ふ風に、門戶を開放して胸襟を披き、共に手を執つて戰爭に勝たうと云ふ方針を執つて居らるる以上は、我國も適當なる人間を御使になつて、或は中央に於ても使ひ、各地方に於ても使ふ、併ながら是が地方々々の役人で、稅務署の役人の如き妙な人間を使ひ、方々で徵發を無闇にやられた日には溜らないからして、そこらの關係をどう云ふ具合にして國民を安心させて、喜んで此時局の成功を助けしめるやうな御考があるのでありますか、其地方の組織は如何にするか中央の組織は如何にするか、さうして最も適切なる人物に依て、政府の必要なる物品を經濟的に國家に供給する、斯う云ふやうな政策に對する御考を持つて居らるるか、唯々勅令に依ると云ふ事では、私は解する事は出來ないのであります、其邊を御腹藏なく御示しあらん事を第四に御尋するのであります、それから第五の質問は、今度の案は鐵道からして軌道其他海陸聯絡輸送設備に迄及んだのである、故に鐵道軌道海陸聯絡輸送設備の收用方法は如何と云ふ事を御尋する、現に此前の私設鐵道に付ては、私設鐵道買收法と云ふ我國に先例がある、即ち過去の利益年額の二十倍を以て代償とすると云ふやうな先例がありますが、今度の鐵道や軌道を政府が徵發するに付ては、矢張此先例に類似したる方法を以て徵發

になるか、どうか斯う云ふ事を第五に伺ひたいのであります、又第六には此案を見まするど、何處にも「政府ハ」「政府ハ」と云ふ文字がございますが、是は主管廳は何處になさる御考か或點から見れば陸軍省とも思はれる、或點から見れば海軍省とも思はれる、工場と云ふ關係から言へば農商務省とも思はれる、鐵道と云ふ關係からは鐵道院とも思はれるのですが、是は誰の管轄に爲すと云ふ御考であるか、又或は外國の例に從つて、軍需省と云ふやうな獨立の一省を設けらるるやうな御考であるかどうか、即ち第六には「政府」の意義如何を御尋をして置くのであります、第七に御尋をして置くのは、船舶鐵道其他の物件を、一旦軍事に收用したる後に於て、其必要の去つた時、即ち政府の御用が濟んだ時、斯かる物件を前所有者の請求に依て返還する事が出來ると云ふ規定が此中にございませぬ、斯かる場合に於ては返還を許容するを以て適當と考へます、現に土地收用法には此趣旨の規定があります、何故に本法に此規定を設けざりしや、其點に付き政府の所見如何と云ふ事が第七であります、第八の御尋は御提案の十一條を拜讀して見ますと云ふと「當該官吏又ハ吏員ハ第七條乃至第九條ノ規定ニ依リ報告ヲ命シ得ル事項調査ノ爲又ハ前條ノ規定ニ依ル監督若ハ處分ヲ爲ス爲必要ナル場所ニ立入リ、檢査ヲ爲シ、調査資料ノ提供ヲ求メ又ハ從業者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得」、と云ふ甚い權限を與へられて居る、そこで當該官吏又は吏員が退職した後、曾て在職中に於て民間工場に立入つて、其職務の執行に依て知り得たる所の事業上の秘密を漏洩又は盜用したる時、政府は損害賠償を爲すの積りであるかどうか、是が第八の御尋の要點であります、近來官吏又は吏員の其職を退いた者が、在職中其秘密を惡用する者が隨分ある、況や今度の案に依ると何處の工場でも何でも、陸軍なり、海軍なり、其他の役人がどん／＼來て一切監督處分をし、秘密の場所に立入り質問をして答へなければ、懲役一年以下又は罰金千圓以下に處せられると云ふことでありますから、非常な權力を持つて居る、其官吏が秘密を知り、其知つたことを自分が役人を罷めた後に、皆其秘密を漏洩されたならば、工業家の立場は大變な話である、縱令是が專賣特許の場合でなくとも、大抵の工場と云ふものは、多年の經驗上獨特の研究もあるのでありますから、多少の秘密がある、それ故に政府は技術家の秘密を尊重する點に付て、如何なる考慮を持つて居るか、即ち其秘密を萬一官吏が知つて、或は在職中でなく退職して他へ漏洩した場合に、其損害はどうする積りである、政府が負ふのであるか、負はぬのであるか、是は第八に御尋して置きたい、第九には軍需品に付て國內に於ては本法に依ると云ふことは勿論でありますが、外國からの軍需品の供給に關する政策は如何なる機關に依り、如何なる方法に依て之を爲すか、斯う云ふことを第九に御尋して置きたい、第十に御尋して置きたいことは、米國から此頃來たと云ふ遣露鐵道團の事であります、今日の新聞の記事を見ますと、米國から遣露鐵道團なるものが「エマーソン」大佐が二百十五名の人を引率して、哈爾賓又は「トムスク」の方面へ出張し、又出張せんとしつつある、此出張に付ては米國より何か我政府に交涉があつたものであるかどうであるか、交涉がありとせば其顚末如何、又此鐵道團は西比利亞の鐵道の「ゲーヂ」に合ふやうな具合に、機關車貨車客車等數千臺の材料を持つて來て居る、而して露西亞の鐵道の管理の計畫をして居ると云ふことは、今日の新聞で明白なる譯である、又此鐵道團と云ふものは一億五千萬弗の金を持つて來て居ると云ふことである、是は將來何を爲さんとするのであるか、此點に於て政府の取調べ得たる限り、詳細なる所の説明を求めます、第十一の御尋は、現今西比利亞方面に堆積してあります我が貨物の價格及び數量はどの位であるか、萬一是を掠奪せらるる如き虞之なきや、第十二の御尋は杞憂かも存じませぬか今日の時事新報を見ますと、獨逸が西比利亞の方面に潜水艇五隻組立ての材料を輸送して是が組立を計畫した上、或は東洋方面の海上を威嚇せんとする所の風説があると云ふことが書いてあります、私は軍事上の經驗を持ちませぬが、兎に角新聞紙にさう云ふ事が載つて居つたのでありますから、政府が此點に對する取調の結果、及び之に對する政策如何、最後に第十三の御尋として、吾々本案を協贊する上に於て、時局進展の如何と云ふ事に付ては、最も憂慮を懷く者であります、露國は今や獨逸の勢力の下に置かれんとし、我と獨逸との關係は單り西比利亞の一方面の防禦に止まらず、獨逸東漸の進路は、中央支那又は中央亞細亞を超えて近く波斯、印度に侵入せんとするの虞があります、此場合に國民全體は非常に注意を要する時機である、現に西比利亞地方に於ける所の獨墺の俘虜は、近來武裝をして露國の或一派と聲息を通じ、聯合國に取つて重大なる働きをして居るやうであります、我帝國は國家自衞の目的からしましても又東洋平和に對する最大使命の上から見ましても、速かに此對露政策の大方針を確定して、時局に應じ之に對する方策を遂行すると云ふことが最も必要であらうと考へます、是は吾々が此軍需品問題を決定する上に於て、政府が如何なる政策を持つて居るかと云ふことは、本案を協贊する上に於て、最も必要なる次第でありますから、御差支ない限り、此點に付て御親切なる御答辯あらむことを懇願する次第であります。

「拍手起る」

○議長（大岡育造君）　大島陸軍大臣。

「國務大臣大島健一君登壇」

○國務大臣（大島健一君）　高木君の御質問は諸方面に亘りまして、且つ各種の御尋がありました、其中私の主管に屬する事項を御答致します、其前に於きまして此法案を提出致しました趣意を今一應申上げて置きます、高木君は此時局に對して此法案を特に出したかの如く御考になつて居るかとも思ひますが是は高木君の第一の御尋の戰時法なるや、或は永久法なるや否や――永久の法律として工業動員の基礎を此處に作りたいと云ふ考であります、又戰時の是等の統一機關をどう考へて居るか、是も今日歐洲列國のやつて居ります如き、戰時に於ては或は軍需品の如きものを置く必要もあらうかと考へて居ります此法案の主として居ります所は、戰時が目的ではありますけれども、永久法として今日より、戰時に工業動員を行ふ準備をすると云ふことを主と致して居ります、隨て先程御質問になりました奬勵法、或は補償と云ふやうなことも平時行ふものと、戰時行ふものと兩方面に別けて考へなければなるまいと思ひます、平時行つて行く所のものは、此法案にあります所の奬勵法のみでありまして、補償と云ふことは殆ど平時には無い積りで居ります、又大體に於きまして先程申上げました如く、高木君の仰せの如く、一般國民の義勇奉公の念より出るとは申しますものの、其營業を妨げ、若くは利益を害すると云ふやうな事は固より深く注意を致しまして、避け得らるる程度に於て避けやうと云ふ考を持つて居ります、而已ならず工業の發達を期する上に付ては、無論指導を與へ、便宜を與へて其發達を圖り、滿足を與へて進んで自ら發達せしむると云ふ考を持つて居るのであります、其主義に於て此細則と云ふやうなもの――勅令を以て定めるものは研究を致して居りまして高木君の御心配になるやうな點には、殊に注意を致して居ります、此法の圓滿に行はれる事を期して居ります、此法の第一に考へて居りますものは報告を取り、此方から徵收する事、之が平時の準備であります、相當の奬勵利益の補償等を與へまして平時の準備を進める事、又是等の實行に付ては平時も戰時も各種の調査、或は中間の機關も要りませうと考へて居ります、それ等に民間の工業に熟練なる人の力を藉りんならぬと云ふ事も考へて居ります、大體さう云ふやうな考を以ちまして、平時に於ける所の即ち準備に關する所の法令、又之を管理使用する上の戰時に於ける所の法令も研究は致して居りますがまだ具體的のものも出來て居りませず、此處で御話することは大變長いものになりまするのみならず、他の關係もありますから、（「委員會で願ひます」―と呼ぶ者あり）委員會に於て自分並に其他の關係者より御話致します、唯今申述べた中に、尙ほ最後の三問其他に付て、外より申述べて宜しい事は、高木君の御希望に依りましては説明を致させます、それから最後の三點の如きは、外務當局の者より御説明致すことに取扱ひます。

○高木益太郎君　私は委員になるかならぬか分らないのでありまして、實は大切な事でありますから、大抵な事は委任立法で勅令に讓つてありますから、勅令がどんなものを拵へると云ふ事を、委員會で宜しうございますから、各議員諸君、吾々にまで配つて戴きたい、それでなければ肝腎の事が何處で決するかと云ふ事が分らない、それを陸軍大臣に希望致して置きます。

○議長（大岡育造君）　大島陸軍大臣。

「國務大臣大島健一君登壇」

○國務大臣（大島健一君）　高木君の御希望に副ふやうに取計ひたいと思ひますが、先程申しました如く具體的のものがまだ調つて居らぬ次第でありますから、直ちに御希望の如く完全なものを差上げる譯には行くまいかと思ひます、兎に角概要を取纏めて御

目に懸けることに致します。

○議長（大岡育造君）　小山松壽君。

○高木益太郎君　議長、まだ私の要點に對しては一向政府の答辯が無いのでありますが、他へ讓りましては困ります。

○議長（大岡育造君）　暫く、議長は左右の大臣を顧みましたけれども、出て答辯する者がありませぬ

〔小山松壽君登壇〕

〔拍手起る〕

○小山松壽君　本員は本案に就て、二三政府に質問致したいと存じます、唯今陸軍大臣より本案提出の理由の概要を御説明がありました、又高木益太郎君より項を分けて、廣き範圍の御質問がありまして、御答辯も或點には要領を得て居るやうでありますが大體本案は委員會等に於て詳細悉さるる事と思ひます、故に要領の三種を擧げまして、極く大體に涉つたものを質問致したいと思ひます、而して此質問の範圍は、陸海兩省、並に内務、遞信、農商務、鐵道院等の所管にも及ぶと考へますから私の質問の大體に照しまして、其所管大臣より御答を得たいと思ひます極く要點丈を摘んで申上げます、此提出案になりましたのは、政府が國防計畫の遂行に對しまして、當議會へ提出されました豫算の——此事が圖らずも、帝國議會全體の輿論と致しまして、甚だ不徹底である、不十分である、不滿足である、就中兵器の充實それから改良と云ふことを指摘せられたる結果と致しまして、是が機能を進歩向上せしめたい、即ち其能率を增進せしめたいと云ふことに、餘りに神經過敏になりました結果が、本案の内容を仔細に點檢しますれば、隨の大なる割合に、果して實行上に就て所期の効を奏するやと云ふ事が、少しく疑はれる、而して其目的がどうも局部にありはしまいかと云ふことの疑が起ります、此點をもう少し御説明を願ひたい、それから第一條から第五條に至りますまでの五箇條は、是は軍需品と稱しまするものの範圍を示されてあります、此範圍に依りまして、軍需品の内容を分別致しますれば、陸海兩省、遞信、農商務、鐵道院等の各主管に亘つて居るのであります、茲に直ちに諸君も御氣付きになると思ひますのは、帝國は協商與國に對して、出來得る丈けの援助を致しまする事の結果として、或は船舶、或は艦艇、而して本案の目的趣旨と最も密接の關係を有つて居ります兵器のことに對しましては、曾て與國の一國に非常なる努力を以ちまして、我が民間工業の、即ち官民工場の或る程度迄の力を以ちまして此の要求に應じた事實があるのであります、して見ますれば茲に御尋したいのは、是れ等軍需品の提供、此の事に依て已に業に民間工場の、若くば官民工場の能力の幾何ありやと云ふことの調査材料がある筈であります、然るに陸軍大臣の御説明に依りますと、此の點に對して何等觸れて居りませぬ、故に是れ迄調査されたことが有るか無いか、若し有りとするならば、其數及び資本の關係並に職工、是等の聯絡はどうであるか、是は必ず陸軍大臣の御手許にあると私は信じます、曾ては陸軍省が民間當業者を招集し、若くは當該の人を派遣して、此事を努められたことの事實に依て、確かに有ると思ひます、是は本案の調査の上に關係する事と思ひまして、特に御尋を致して置きます、それから茲に本案を閲覽しまして、質問を致して置かなければならぬ一事があります、第一條の七「前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル軍用ニ供シ得ヘキ物件」斯樣に書いてありますが、是は軍需品の範圍を指示せられた以外に、如何なるものを含むものでありますか、是が甚だ明瞭を缺いて居りますから、此點の御説明を乞ひたいと思ひます、次に第七條より第十二條に至りますのは、是は主として運用に關する規定であります、左樣に承知致されます、範圍若くは運用、此運用の事に付きましては、是は實際に當業者から見まして、非常な問題を起しはしないかと云ふことを懸念致されるのであります、例へば報告、狀況の命令に對する復命、或は第十一條にあります質問に對する答辯是等の事が實際此法案を施行するに當つて、種々なる障碍を起して參りはしまいか、是は事實の問題に照して、私は是非此質問を致して置かなければならぬと考へます、例へば發明特許の如き、若くは研究中に屬するものにして、其國家に貢獻すべき奏効が目睫の間に迫つて居る場合、或る報告を徵し、或る質問を發し、之に復命し若くは答辯せざる場合に當りまして、直ちに罰則に照されるのであります、此事は其研究家技術家を保護する上から見ましても、是は餘程考慮を要すべき事であつて、此事に就きましては相當御考もございませうが、私は之を特に杞憂致します、更に唯今の運用の一つでありますが第十條の一定の資格ある者とありまして、其程度が明かになつて居りませぬ、其一定の資格とは如何なる資格を指すものでありますか、現に與國に對して軍需品を送りました場合の實際に見ましても、極めて小なる工場にして相當のものを提供致して居るものがあります、其外觀より見れば全く家内工場の如き觀をなすもので、然るものがあります、現に東京大阪の大工場に陸軍省が注文したる機械が、此東京大阪の大工場が合格せずして、名古屋に於ける僅かなる家内的工場の一工場主が、非常なる苦心と努力を以て陸軍省へ納めまして、現に東京砲兵工廠に於て或る機械を使つて居る實例もあります、是は非常に軍事當局者も喜んで居られやうと思ふし、又我國の軍事上の一の良好の機械を得たことでありませう、是は其内容を申上げませぬでも、陸軍大臣も御承知あるべき筈と思ひます、是等のものは殆ど政府事業大會社から見ますれば極めて小さなものであります併ながら効果は唯今申述べた如き次第であります、次に此國庫の負擔となるべき事が、隨分重大な問題が起らうと思ひます、豫算の範圍内に於て一定の利益を保護し、又は奬勵金を交付すると云ふ事がありますが、其豫算の範圍内と云ふ豫算は、どの位を見込まれるものでありませうか、若し眞に此目的を達すると云ふことになりますれば、非常なる巨額を要すべきことにならうと思ひます、又其決心が無ければ、本案遂行の上に所期の如き効果は得られないと私は信じます、斯の如く致しますれば、終に其工場は半官半民のものになる、それから又是は唯今陸軍大臣も、高木君の御質問に答辯されましたが、此第十條は平時の場合であると云ふ、平時の場合に奬勵金を下付し、利益を保護すると云ふことになりますれば、既設會社の外に新設會社が起らうと思ひます、又或は當局者の方針として、小なる工場を合併せしめて、大なる工場にしやうと云ふ御方針もありませう、此場合に於て職工の所謂寄合ひ、熟練職工の動搖と云ふやうな事が起りはしまいか、若し此事ありとするならば、爰に餘程注意すべき事柄とも思ふのであります、本案の最後に罰則の規定があります、是等は高木君は專門の事であつて、專門的見地から御質問になりましたが、私は先刻申上げましたが如き、實際の事情に照して、此罰則にも種々なる複雜な事情が起りはしまいか、殊に此罰則の明文から見まして、唯今申しました此軍需品の製造と申しましても、大會社の又其下請、即ち家内工場と云ふが如きもの迄及んだ場合に、是が經濟の調和、[illegible]に照すべき所の所爲、是等に對しては如何なる取締をなさる御考でありませうか、隨分亂暴な事が起らうと思ひます、又實際に於て國を擧げて此趣旨を達せしめやうと致しますれば、家内工業の如きものにも統一ある奬勵をする事の必要ありと信ずるのであります、殊に諸君の中にも東北の御選出の方に、東北振興策の一としても、曾ては家内工業の事を非常に力を極めて御調査になつた事があると私は信じて居ります、是等の事は東北に於ても是等軍需品の下請、一工場を拵へて其下請を東北振興策の一として家内工業を奬勵すると云ふ場合にも、直ちに此問題が起らうと思ひます、之を要するに本案制定の精神は之を諒と致します、唯々是が實行に就て甚だ遺憾の事が多いではあるまいか、而して其範圍は唯今申しました通り、所期よりも寧ろ局限せられ、眞に國防の充實、國家國民の總動員とも言ふべき準備を平時から統一規律あらしむると云ふことに致しまするならば、單に工業動員法と云ふが如くせずして、寧ろ之を軍需動員法と云ふが如く、範圍を擴めて各方面に亘るの御方針は無きかどうか、既に其關係する所は農商務省にも、遞信省にも及んで居るのであります、殊に内務省鐵道院にも及ぶのでありまするから、左樣な御考はありますまいか、又將來戰時産業政策と云ふが如き事も、是等に付加へて御調査になる御内意は無きものでありまするか、所謂擧國皆兵一致協力して、此重大なる問題の意義あらしむると云ふ事に就ての御方針は有りますや否や、更に文部大臣の（「簡單」と呼ふ者あり）もう終ります、もう數語で終ります、文部大臣も此事は工業産業の事で我關せずとは言はれまいと思ひます、即ち高等工業其他の工業學校に附屬して、此目的を達せしむる爲めに、或は徒弟教育の如き、或は各種職業學校に附隨しての講習會の如き、是等は文部省も力を協せて本目的を遂行することに努力せらるゝことも當然ではなからうか、而して最後に本案實施に伴ひまして、職工の節制——先刻申上げました第十條の場合に起る所の職工の寄合ひとか動搖とか、是等統一を圖る爲に、而して將來——現在も然り、將來必ず起るべき所の勞働問題の解決に對する御考はありますまい

か、如何でありませうか、尙ほ先刻高木君の御質問に對して陸軍大臣も御答になつたが、是等の大事業是等國防の基礎となるべき――是等に對して何れの省が之を主管するものであるかゞ不明であります、新聞紙等の傳ふる所に據りまするると、陸軍省の一課に於て之を處理すると云ふやうなことがありまするが、左樣な事はそれは以ての外の事ではあるまいか、寧ろ進んで一省を成し、其機能は東京或は東海道の名古屋、近畿大阪、神戸若くは北九州の工業地、是等の特別なる機關を設けて、以て統一して行かなければ、是等眞目的を達することに甚だ遺憾多きことになりはしないかと云ふことを懸念致します、私の質問は大體是丈で了ります、何卒此事は實に重大なる問題と考へまするからして、順次主管大臣より御答を得ますれば、國家の爲に喜ぶべき事と思ひます

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　大島陸軍大臣。

〔國務大臣大島健一君登壇〕

○國務大臣（大島健一君）　小山君の御質問中、若干自分より御答を致します、第一に此案を此際出したのは、議會開會以來兵器製造の能力が不十分であると云ふことが盛んに言はれて、それが爲に遽に出したのではないかと云ふ御尋であつたやうに私は解しました、それは左樣ではありませぬ、隨分長くから研究を致して居りまして、今回出しましたのであります、又此製造能力を使用しまするのは無論戰時である、今日之を指導補助して參つて、餘程進歩致しませぬければ、遽に此民間工場より多數の兵器が出來ると云ふことは六ケ敷いと考へて居る、第二に民間の工業力を一昨年から調査したやうであつたが、其調査の表があつたならば欲しい、それは出來て居りますからして差上げませう、唯今私は持つて居りませぬが、我工業界の概要は分るやうになつて居ります、實は一昨年來地方官にも依賴をし、陸軍省自身にも、其他諸省に依賴をしまして調査を致しましたので略々分つて居ります、併ながら段々進歩して參りまするから、一昨年調べたと云ふものは餘程最早今日では變つて居らうと思ひます、それから第三には第一條の七に、以上揭げたるものゝ外勅令を以て示す所の軍需品云々とある、どう云ふものか、是は以上揭げてある外に、尙ほ戰時所要のものが出來やうと思ひます、念の爲に之を書いてあるのであります、此前の箇條は皆戰時の事でありますから其積りで御覽を願ひます、尙ほそれに付て法律上の御尋でもありますれば他の者より答へます、第四に工場に立入り取調をする、或は報告を出させる、是等は工場の爲に非常な煩累でもあり、又發明品の半ばにして出させられると云ふやうな事は困ると仰しやつたのか、或は其處に立入つて調査をすると云ふことは困ると仰しやつたのか、どちらか知りませぬが、兩樣に御答致します、是は始終やる積りではないのでありますが、寧ろ此目的は、此工場を戰時に用ひるのには此機械をどう云ふ物と變へれば宜い、甲の工場と乙の工場と變へれば宜いと云ふやうな設備を主に見るのであります、發明品を見るとか云ふやうな考は持つて居らぬのであります、要するに其設備を戰時の希望に副ふやうに、平時より計畫をして置かぬければならぬ、其計畫の材料を得る爲に實際を見るのであります、又報告を徵しまするの如きも、成るべく此營業多端の際に會社の工場――事業上の妨げにならぬやうに取計ふ積りで居ります、第五に一定の資格ある者に云々、利益の補償若くは奬勵をすると書いてある、一定の資格と云ふのはどう云ふものかと云ふことでありましたが、是等も凡そ確實なもので、戰時の用に堪へて、我が軍需品の補給を確實にし得ると云ふ見込のものを定めてやると云ふ考で書きましたので、何れ此一定の資格と云ふやうなことは、尙ほ勅令等で定めて置かぬければならぬことであらうと考へて居ります、それから第六には豫算の範圍とあるは、それはどう云ふ風な豫算の取方であるかと云ふ御質問であらうと思ひます、是は奬勵すべき事業を見まして、其是非必要を認めた上は、夫等の計畫を定めまして、其豫算は議會に請求して後に之を補助すると云ふ考であります、前に金を取つて置いて、何かに補助をしてやらうと云ふ遣方ではない積りでございます、第七に祕密漏洩の處罰の御尋がありまして、是は家内で仕事をさせると云ふやうな事もあつて、六ケ敷い事であると云ふ御意見のやうでありますが、此家内でやりますやうな事は、被服其他の事が多うございまして、左もなければ極く小さな部品でございまして、祕密と云ふやうな事は少ないものになりはせぬかと思ひます、唯々先程御話のありました名古屋の某會社から、小さな機械を造らせましたが、大變良い機械である、是は私も承知して居ります、左樣な事柄もありますか、是は立派な會社でございます、祕密の漏洩と云ふことは會社の爲にも大に考へなければならぬことでございます、唯今は御尋になりました事は兵器の祕密のやうに私は承知して居りますが、會社の爲には無論法文に規定しました如く能く注意をして居ります、それから工業動員と言はずに、寧ろ歐羅巴邊りで現今行つて居る所の國民動員と云ふやうな事でもするやうにして、大きく全國の動員と云ふことを此處に明記して置いたら宜からうと云ふ御話でありました、全國の動員の規定をしましても、其中の一部の工業動員と云ふやうなことは、別にやらんならぬものであらうと思つて居ります、今列國を見ましても其樣に出來て居ります、而已ならず工業動員と致しましたのは、先程も高木君に御答致しました如く、主として平時の取調をしたいと云ふ計畫、即ち平時調査して戰時動員をして、陸海所要の軍需品の生産を圖らうと、斯う云ふ此案の考でございますから、動員或は事實の生産と云ふことは是は戰時であります、此調査と云ふことが平時の規定でありまして、是丈が始終行はれて行き、又それが必要と認めたからして、此工業動員と致したのであります、若し之を國民動員と云ふことに致しまするると、殆ど戰時の事のみを規定するやうになりはせぬかと私は考へて居ります、併し是は攻究して居りませぬけれども、國民動員なるものゝ主なるものは戰時に行れるもので、平時が大部分を占めて居る、大事な事でありました爲に、此範圍に限つて置きました譯でございます、第九は文部省に關する御尋であります、第十の主管は何處にある、本文の中にも政府とあると云ふ御尋でありました、如何にも其考を以て政府と書いて居ります、平時に各所管の省に於て實行を致したいと云ふ考であります、例へば今回農商務省で空氣中の窒素を取つて硝酸を作ると云ふことは、是は農商務省で十分やつて貰ひたいのであります、さうして此法案の規定を應用して宜いのであるからそれで十分出來る、硝酸なるものは最早他國から取らぬでも日本で出來る、斯う云ふやうにどうか農商務省でやつて貰ひたいと思つて居ります、其他鋼鐵の類でも分量許りにあらずして、特殊鋼の如く遺憾ながらまだ今日は外國の品を仰がんならぬと云ふ者もある、是等も往く〳〵は農商務省の手を以て段々發達し來らんとするものを誘導して、所要の分量を得られるやうに致したいと思つて居ります、さう云ふやうに各省で平時は進めて行く、戰時になりましたならば、之を統一して生産も分配も、使用も、過不足なしに用ひると云ふ場合には、歐羅巴邊りでやつて居りまする軍需省と云ふやうなものを置いて、此下に統一する必要が起るかも知らぬと思つて居りますが、此平時は唯今の如く各々各省の所管に屬するものを指導誘掖して、補助して進めるやうにしたいと考へて居ります。

○議長（大岡育造君）　小山松壽君。

○小山松壽君　陸軍大臣の御答の中に、國民動員と云ふことを頻に仰しやつたやうでありますが、私は左樣に申しませぬ、詰り工業動員と云ふことにせずに、軍事動員と云ふことにしたらどうか、斯樣に申しましたので、其處は御說明が大變長うございましたけれども、私の質問に當りませぬ。

○議長（大岡育造君）　陸軍大臣。

〔國務大臣大島健一君登壇〕

○國務大臣（大島健一君）　如何にも軍事動員と仰しやつたのを、私が意味に於て全國動員と云ふことに解釋を致しましたから……全國動員と云ふことは歐羅巴では國家動員とか、或は國民補充動員とか云ふ字を使つて居りますので、さう申上げたのでありますが、軍事動員と云ふ事にも餘程廣い意味が含まれて居つたやうであります、此工業動員に狹く限つたのは先程申上げました如く、平時と云ふことの仕事を主としましたから、それに連れる所の戰時を結付けて、工業動員として出して居るのでございます。

○岩崎勳君　議長。

○議長　大岡育造君　岩崎君何ですか。

○岩崎勳君　本案に付きましては尙ほ重要なる質疑の通告を發して居るのであります、故に本日は此程度を以て他の日程と共に延會し、次回定刻より更に質疑を續行せられむことの動議を提出致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、依て岩崎君動議の如く決しました、質問の續きは次回に之を行ひます、本日は是にて散會。

午後五時二十七分散會

○大正七年三月七日(木曜日)

午後一時十八分開議

議事日程　第十九號

第一　軍需工業動員法案(政府提出)　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案(政府提出、貴族院送付)　第一讀會

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五　衆議院議員選擧法中改正法律案(政府提出)　第一讀會

第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第七　衆議院議員選擧法中改正法律案(元田肇君外六名提出)　第一讀會

第八　罹災救助基金法中改正法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第九　大正六年勅令第二百二號(承諾を求むる件)(貴族院送付)　(委員長報告)

第十　爆發物取締罰則廢止法律案(磯部尚君外五名提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第十一　鑛業法中改正法律案(藏内次郎作君提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第十二　農會法中改正法律案(山内範造君外九名提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第十三　神祇に關する特別官衙設置建議案(岩崎勲君外十三名提出)

第十四　津山上郡間鐵道建設に關する建議案(福井三郎君外一名提出)

第十五　津山智頭間鐵道建設に關する建議案(福井三郎君外四名提出)

第十六　不動産金融改善に關する建議案(小山松壽君外三名提出)

第十七　普通銀行の金融に關する建議案(堀川美哉君外六名提出)

第十八　陰陽連絡廣江鐵道速成に關する建議案(恒松隆慶君提出)　(委員長報告)

○議長(大岡育造君)　諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一議員の異動左の如し

岐阜縣郡部選出議員永田吉右衞門君の補充として武藤嘉門君當選せられたり

一議員より提出したる議案左の如し

鹿兒島縣大島郡島嶼町村制撤廢に關する建議案

提出者　林　爲良君　奥田榮之進君
兒玉好能君　志々目藤彦君

東京市特別市制に關する建議案

提出者　村松恒一郎君　横山勝太郎君
鳩山一郎君　磯部尚君
關直彦君　古島一雄君
鈴木梅四郎君　高木益太郎君
黒須龍太郎君　頼母木桂吉君
三木武吉君　近藤達兒君

會計士法案

提出者　高木益太郎君　關直彦君
近藤達兒君

日本體育會國庫補助に關する建議案

提出者　江藤哲藏君　小川平吉君
横田千之助君　熊谷直太君
漆昌巖君　富田幸次郎君
本田恒之君　大津淳一郎君
高木正年君　鈴木梅四郎君
村松恒一郎君　堀川美哉君
肥田景之君　山根正次君
富島暢夫君　臼井哲夫君

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

朝鮮警務機關の組織に關する質問主意書

提出者　陣軍吉君

一政府より受領したる答辯書左の如し

大正七年三月五日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員土屋淸三郎君提出傳染病研究所に於ける肺ペスト豫防措置に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員土屋淸三郎君提出傳染病研究所に於ける肺ペスト豫防措置に關する質問に對する答辯書

客月末傳染病研究所に發生せるペスト病毒傳播の豫防及消毒に關しては地方防疫當事者と十分の協議を遂け適當の方法を講して萬遺漏なからんことを期せり即ち患者と同宿せる者診療看護に從事したる者其の他患者に接近したる者總て二十八名に對し豫防注射を施し且つ之を嚴重なる監視の下に隔離し患者の臥床したる病室を消毒の上閉鎖し其の宿泊せる所内第五號官舍を亞鉛網にて取捲き鼠族の逸出を防き所内に殺鼠劑を撒布し捕鼠器を配置する等捕鼠を勵行し且所内全部に大消毒を施し所員全部に健康診斷を行ひたり而して當分一般の外來患者の診療を停止し入院患者見舞人の入所を謝絶し入院患者の退院を見合さしめ其の他看護婦小使等の外出を禁し猶所員中全然ペスト患者に關係なきこと確實なる者に限り通勤を許すも其の然らさる者は一切所内に宿泊せしめ物資供給に關係ある商人に限り特別の注意と監督の下に病毒に感染する虞なき方法の下に出入を特許せり然るに狂犬病豫防注射は寸時を緩くする能はさる場合あるのみならす現に受療中の者は一定期間一日も注射を中絶するを得さる緊急の事情あり且注射を行ふ場所は病室と遠く隔りたる獨立建物なるか故に之に防鼠設備を爲し且之を消毒したる上特別嚴重なる注意の下に本注射を施行せり又同所に於て製造販賣する痘苗血淸等に就きては爲念十分なる消毒を行ふ事とし即ち其の容器外部は三%石炭酸水に三十分間浸漬し置き次て水道水にて洗滌し滅菌ガーゼにて拂拭し包裝用圓筒及綿花は蒸氣消毒を行ひ貼紙及使用心得書はフォルムアルデヒード瓦斯にて消毒し又取扱者はペスト患者に全然關係なき者を選ひ「レスピレーター」(呼吸器)を以て口鼻を蔽はしめ常に消毒液にて洗手し且包裝等に要する器具は平素に於ても十分消毒しつゝあるを以て傳染の虞は毫も之れなきものと認む

右及答辯候也

大正七年三月五日

内務大臣　男爵後藤新平

文部大臣　岡田良平

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に掲載す〕

一去五日辭任したる常任委員左の如し

第四部選出決算委員　柳原九兵衞君

一去五日阿讃鐵道建設に關する建議案委員尾崎敬義君辭任に付其補闕として松島肇君を議長に於て選定せり

一昨六日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第四部選出決算委員吉植庄一郎君(柳原九兵衞君補闕)

一昨六日徴兵令中改正法律案委員友枝梅次郎君辭任に付其補闕として西村正則君を議長に於て選定せり

○議長(大岡育造君)　是より會議を開きます、諮問の事項があります、第二部選出決算委員川村惇之君第三部選出豫算委員加治壽衞吉君、第六部選出決算委員松岡勝太郎君、第七部選出決算委員半谷淸壽君第七部選出請願委員川崎安之助君、第七部選出懲罰委員小山松壽君、第七部選出決算委員石田孝吉君、右常任委員辭任の申出がありました、許可することに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議が無ければ之を許可することに決します、各其部に於ては速に補缺選擧を行ひ、御屆出あらんことを望みます――日程第一、軍需工業動員法案第一讀會を開きます……

○岩崎勲君　特許法中改正法律案外三件の委員會を開きます、委員の方は委員室に御出を願ひます

○議長(大岡育造君)　質疑の通告は前日より引續いて之を許可したる順序を執ります――武藤金吉君。

第一　軍需工業動員法案(政府提出)　第一讀會の續

○武藤金吉君　此場合に總理大臣以下各國務大臣の出席を希望致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　各大臣とも貴族院の豫算會議が尙續いて居つて、彼方に出席して居るさうです、此處には陸軍大臣が出席して居られます、御質問を

〔武藤金吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○武藤金吉君　玆に議題に供せられたる軍需工業動員法案に關し、本員は數箇條の大體の質問を試みやうと思ふのであります、一昨日大島陸軍大臣の最も乏しき說明に對し、國民黨及憲政會の議員より最も弱き質疑の應酬がありました、此重大法案に對して其問ふ所、其答ふる所、亦極めて要領を得ざりしを遺憾とするものであります、故に本日は寺内總理大臣以下各大臣の出席を待つて、吾等議員の質問に對して、明瞭親切に說明を與へて貰はうと思つたのでありますが、陸軍大臣を除き總理大臣以下御出席が

ありませぬのは、甚だ私の不滿足とする所であります、此重大問題に對して寺內總理大臣が說明の任に當られて大演說のないと云ふことは、本案を自ら侮辱するの甚しきものではありますまいか、是は國務大臣が此說明の勞を執らるゝことは、當然の責務であるのみならず、此要旨を一般國民に周知せしむるの必要があるのであります、仍て御出席が無くとも一箇條一項每に付きまして、豫め答辯漏の無いやうに、速記錄に就てなり明確の說明を望むものであります、第一帝國の地位現狀を如何に現政府は觀察をし、將來の方針を如何に確立せむとするものであるか、是が第一の一項であります、第二項は則ち寺內內閣は國家の現狀を眞に戰時狀態と見て居るか、又は平時狀態と察して居るか、而して國民を如何に適從せしむるかと云ふことが、第一の二項の問であります、第三項の問は、寺內內閣成立以來茲に二年、固より大隈前內閣の秕政の後を承けて、廓淸すべき任務を以て生れたものでありませうが、寺內內閣の使命は世界に於ける時々刻々推移し來る所の大勢を達觀して、泰然自若、以て大方針を定めて國策を愆らず、國運の進展を期せなければならない責任があるのであります、然るに寺內內閣の政策は、時に戰時狀態に於けるが如く、時に平時狀態に於けるが如く、時運に適應して遺憾無しとは申し難い、それは寺內內閣が豫算案に於て施政の一斑を示せしが如く增陞減稅に片鱗を現はせしが如く、其他幾多の法律案に於て羽翼は見せられたけれども、悉く區々にして片々にして點々にして、吾々は捕捉する事が出來ないので有ます、例へば寺內內閣を動物に譬へたならば、水に棲む動物の如く頭許り見せて體が見えない點もあり、陸に躍る動物の如く內地に居るかと思へば殖民地の方に奔り、彼に厚く我に輕く、又容を飛ぶ動物の如くであつて鳥であるか、蝙蝠であるか或は飛行機であるか、吾々は一向判斷に苦しむ政策を執つて居るのであります、實に施政の正體が何れの所にあるのでありますか、又此政治の如何なる本旨が方針に向つて、如何なる所に向つて發動し如何なる活躍をせんとするものでありますか、吾々は之を認むるに甚だ苦しむ者であると同時に恰も現今自動車に乘つて飛び步く所の貴顯紳士を見るが如く、甚だ危險千萬に感ずる次第であります、更に言葉を改めて申さば、帝國の現狀及將來に對する方針は、果して國民輿望の積極方針を執るものであるか、將又官僚祕密の消極政策を執るものでありますか、或は開國進取の一大產業主義を標榜するものであるか或は擧國一致の一大軍國主義を執るものでありますか、若くは產業軍國併進主義とも申すべきものを執る積りでありますか、內外の趨勢に鑑み今日軍需工業動員法案の提出を見るに際して、寺內總理大臣が自ら此壇上に於て、此重大なる言明を得んと欲したのでありますが、總理大臣は一昨日に於ても、今日に於ては、衆議院で此言明を聞く事の出來ないのは甚だ私は總理大臣の爲に執らぬ所であるのみならず此案の爲に甚だ悲むものであります、第二は軍需工業動員法案を通覽致しますのに、一般の產業動員と認むる點が多いのであります、何故に此法案を工業動員と規定したのでありますか、何故に產業動員と之を標榜して此案を出さないのでありますか、是が第二の一項の問であります、第二に軍需品の定義であります、軍需品の定義は本法の第一條に明記されて、軍需品と稱するものはその一項に於て、兵器、艦艇航空機、彈藥並軍用器具、及物品、第二には軍用に供し得べき船舶、海陸聯絡輸送設備、鐵道軌道及其附屬設備、其他の輸送用物件、第三に軍用に供し得べき燃料、被服及糧秣、第四に軍用に供し得べき衞生材料及獸醫材料、第五に軍用に供し得べき通信用物件、第六に前各號に揭ぐるものゝ生產、又は修理に要する材料、原料、器具、機械設備及建築材料第七に前各號に揭ぐるものを除くの外、勅令を以て指定する軍用に供し得べき物件と書いてあります、是は明かに一般產業に關係するものにして、就中燃料、被服、糧秣の原料政策の如きは、最も此國家として重大なるものであつて、此原料政策の根本を極めずして此法律を以て戰時の用に供すると云ふ事に付ては何故にそれより前に原料政策を解決をしないのであるか、試に此中の糧秣の點に付て御尋をしますれば、我國今日の食糧は、今日を以て足れりとするのでありますか、此食糧問題に付ては現內閣は屢々豫算委員會に於て、其他の委員會に於て、又本會議に於て、種々の機會に於て、各議員より質問が出て居りますが、之にまだ解決を與へて居らぬではありませぬか、唯々荒蕪地を開墾する位の事でありまして、此食糧の根本政策と云ふものは、殆ど其端緒も啓いてないのである、今本員が調査せし所を以てすれば、現在我國に於ける所の穀類は米麥豆、其他の雜穀を入れまして八千七百萬石餘であります、而して僅に食糧を充すに過ぎない、人口に當篏めて食糧を充すに過ぎない、若し年々五六十萬乃至七十萬の人口が增加し、此分で行きましたならば、戰時に非ずと雖も食糧の缺乏は目の當りであります、況や戰時になつて參りました場合には、食糧の獨立ほどうなさる積りであるか、此食糧の問題が解決をしなくて此軍需工業動員法を御出しになりましても、或は其効力を見ないのではないか、試に日本全國に於ける所の――朝鮮臺灣樺太を除く所の面積を數字を以て申しますれば、三千五百九十五萬二千町步あります――其中で田が二百九十三萬二千八百三十二町步、畑が二百三十七萬七千九百五十三町步、桑園が四十四萬八千三百二十六町步、森林が千九百十七萬三千七百十七町步、原野が二百一萬九千六百八十七町步であります、總面積の我が耕すべき所の割合は一割六分になつて居る、而して唯今申上げたる八千七百萬石の穀類が取れて居るが、此穀類を以て我日本の六千三百萬の人口に篏めますと、どうしても是は現在に於て足らぬのであります、然らば之を充すと云ふことには、將來田畑を開墾する面積を調べ、さうして此方法を講じなければならぬのに、政府は何等の設備が無いではありませぬか、三千五百九十五萬二千町步の中で、我が內地に於ては傾斜地が多くありますから、十五度以內の土地を耕作するものとしまして、之を見積りますと、其面積は九百五十二萬十二町步あります、右の中より既に耕地になつて居る所の五百七十五萬九千百十町步を差引きますと、三百七十六萬九千三百二町步あります、其計算の安全を圖る爲に本員は此三百七十六萬九千二百二町步を二分の一以內に見積つて開墾せんとすれば、百五十一萬三千町步を開墾する土地が得られるのである、此土地を開墾致しますれば、千三百萬石の穀類の增收を見ることが出來る、而して其費用はどの位掛るかと申しますれば、一町步の平均三百五十圓の開墾費と見ますれば、此總資本額が五億三千萬圓を要するのである、而して年々是れから上る所の增收が穀數は申上げたが金額は年に三億六千九百十一萬圓の收穫があるのであります、而して總資本額の五億三千萬圓と云ふものは、勸業銀行が貸すか、農工銀行が貸すか、政府は唯々荒蕪地を開墾する丈で其根本の施設、食糧の根本問題の解決に觸れぬと云ふことはどう云ふ譯であるか、又之を開墾するには如何にして此方法を執るかと云ふことを、明細に陸海軍大臣では御答が出來ますまいが、總理大臣其他の大臣に於て明瞭なる御答辯を願ひたいと存じます食糧の問題は以上斯の如くの事實であります、我が帝國に於て既に識者は非常に心配されて居ります、寧ろ我が日本國民よりも外國人が日本の食糧に就ては問題を揭げて論ぜられて居るではありませぬか、去二月二十二日の「アドヴァタイサー」新聞には「ストラッザース」氏の議論を揭げて、日本の食糧問題を揭げて吾々に的確なる說明を與へられて居る、此演說は東洋協會に一書を送り又、又慶應義塾に於て此問題に付て最近に演說があつたのであります、其要旨は日本の土地にして耕作に適する土地は一割六分のみ、日本の人口五千五百萬の中二千五百萬乃至三千萬は農民である、馬を飼育しつゝあるが、某地に行つて見ると馬の値段は馬の馬糧より廉い、而も人の勞働値段は馬よりも尙ほ廉しと斷言せられて居る、人口及生產費等の向上しつゝある日本は、現在に於て其土地の力を以て人口を養ふを得ずと書いて居る、更に日本の人口は米國の人口の半に當り、一方耕地は桑園其他食糧品非食糧品を栽培する土地を合するも、米國に於ける耕地の二十分の一にしか當つて居ない、是は其通りでありませう、世界に於て日本の如く田畑を耕すに多數の人を用ゆる處はない又日本のやうに耕地の區別の極めて狹隘の處はない又家畜を飼育せんか、見込少なし、家畜の飼育は人類の食糧の剩餘を以て之に充つべきものであるに拘らず、日本に於ては其剩餘の食糧と云ふものがない例へば豚を一頭飼ひますには五百封度の穀類を與へなければ、豚の生肉百封度を得ることが出來ない、此經濟的なる豚の飼育に於ても、日本に於ては不適當であると云ふことの論斷を下されて居るのである然らば此食糧の需給問題と云ふ事は、軍國に於ても平時に於ても是は大問題であります、此大問題を解決しないのに、軍事工業動員法を立てゝ、糧秣等を勅令若くは此法律を以て支配すると云ふことは如何なる考でありますか、此點に就きましては最も詳細なる所の政府の所見を承りたいと思ふのであります二問の四項に就きまして、此原料生產の政策は唯今申した通り、本法を一朝有事の時に施行せんとする

には、其本を究めずして末を求むるものではないか政府の考は如何、物價調節令の如き目下委員會に建議案が出て居りますけれども、物價調節令の如きは私の見地から致しますると、其末でありまして其本ではないと思ふのであります、第三問、第三問の一物資の動員に就て、戰時に於て有らゆる軍需品原料の賣買使用、消費、輸出入の制限、禁止、及其收用の方法はどうする積りであるか、此法案の物資の動員を熟々研究調査を致しますれば、而も有らゆる物資を皆な此工業動員法若くは勅令に依つて、總て軍國の用に供し、國家が皆使ふことの出來る法律になつて居りますが、然らば此使用消費等の制限に就ては如何なることを爲さる積りであるか、今日物價を調節すると云ふ事に就ても、原料の賣買使用消費と云ふ事には、制限を爲さなければ今日の物價を平らにすることは出來ないのである、彼の英吉利の如き、佛蘭西の如き、亞米利加の如き、又敵國の獨逸の如きは、此軍事産業動員令を出すと同時に、直に使用消費の制限令が出て居る、食物の制限令まで出て居る、日本に於ては此法律を出す時分には、食物の制限令を出す積りであるか、出さぬ積りであるか、是は陸海軍當局者でも宜いが承はりたい、食物の制限は日本に於ては出來ないと云ふ論者が澤山ありますが、本員の考ふる所に於ては、日本に於て食料の制限は現在に於て從來に於てやつて居ると思ふ、例へば海陸軍隊に於きましても、米と麥とを混ぜましたものを一定の量を給して居る、又監獄署あたりでも食物の制限をやつて居る、學校の寄宿舍又は大工場の寄宿舍に於ても、食物の制限は現に實行して居る然るに日本の今日のやうに、此使用消費の制限を一寸も御構ひなく、さうして外國米の關稅を引下げるとか、若くば朝鮮臺灣の米の移入稅を撤廢すると云ふ位では、物價の調節食糧の調節は困難であらうと思ふ、況や軍需工業動員法を實施する場合に於て、此目的を達することは出來まいと思ふが、當局者は此食料被服其他の使用消費の制限令を、之に伴つて出す積りであるか、出さぬ積りであるか、此點は最も肝要の點でありますから、明細なる御答辯を得たいと思ふのであります、又第二項は、此方法の如何に依ては國内の人心を振興することも出來れば、又戰時に於ける軍事公債募集にも喜んで應じさせることも出來る又農業商業工業にも安んじて從ふことが出來るのであるか、若し政府が此方法を誤つた時には、必ず此目的を達することが不可能ではないかと思ふのであります、是は大切の問題であります、之をどうする積りであるか、更に第三項、物資の動員に關し、(一)一般生産業を減退せざるや如何、此食糧被服總ての物資の動員を行ふ場合には、果して一般の從來の生産業を減退せしむる虞はないか、どうか、本員の考ふる所に依りますれば、日本は小農組織である、又耕作をするのに最も澤山の人の勞力を要する國であります、若し壯丁が此戰時に徴發せられた場合には、此生産業と云ふものが減退すると云ふ考はないかどうか、此點を伺つて置きたい、又第四項として、本法を施行せんとする戰時の場合には、唯今申した通り壯丁は義務奉公——其多くは戰線に立つことになる、戰線に立つことになつたならば、之に代つて働く者は何人であるか、此物資動員を行ふと同時に、婦人老人青年など云ふ者は此壯丁に代つて働かせる積りであるか、又是等の働かせる方法に就ての政府の策案は如何であるか、之を伺つて置きたい、第五、物資の動員に付て、一般經濟の安固を保ち、製造會社の從前の利益の保障を得せしむる事が出來るかどうか、是は大切な問題であります、從來の工業會社の利益が、其通り縱令三萬か五萬減るのは已むを得ずとした所が、其會社の從前の利益配當が保障して行かれるか行かれないかと云ふことは是は戰爭に伴ふ經濟界を安定する爲に大問題であります、此點に付きましては政府はどう之れを見て居るのであるか、明かに答辯を願ひたい、それから尚ほ戰時中本法施行の場合には、從來の職工の賃銀は如何なる方法を以て支給し待遇をするのであるか、此法律で見ますると、政府が會社を管理し若くは借りて——收容して兵役に非ざる所の——徴兵令に拘らず此兵役に當つた所の壯丁を收容して、働かせると云ふ事が書いてありますが、然らば從前の職工の賃銀は半額にするのであるか、三分の一にするのであるか、兵役に當つた者は徴兵令に准じて之をやるとした所が、從來の職工の賃銀はどうする積であるか、此點に付ては最も大切でありますから、明答を得て置きたいと思ふのであります、次は第四問の一項、人員の動員であります、人員の動員に付きまして此動員法に依りますと、兵卒と同じく此兵役にある者を召集して勤勞せしむる事になりまするが、職工には相當の練習がなければ其用を爲さない、大工を直ぐに絲績ぎにしても用を爲さない鍛冶屋を直ぐに靴職工にしてもいけない、然らば此人員の動員に付きましては果して政府は豫期の通り、さあ戰爭が始つたからと云つて鐵道の輸送とか、荷物を運搬するとか車を押すとか云ふことならば間に合ふか知れぬけれども、此工場に入れて職工の用に間に合うか如何と云ふことは、最も本員等の氣遣ふ所でありますが、政府の見込は果して如何でありますか、之を詳細に承りたい、それから第二項に、平時に政府の管理する工場若くは事業上の人員總數は何程であるか是は海軍陸軍の砲兵工廠、其他政府全體の工場、若くは事業上に於ての人員の總數、及賃銀の總額を承りたい、之を分別しまして申上げますれば、兵器を製造する者何人、彈藥を製造する者何人、製鐵に從事する者何人、被服を製造する者何人、靴を造る者何人、遞信省に屬する所の職工は何人、戰艦製造に從事する所の職工は何人、而して現在に於ては一日に於て此兵器及彈藥ほどの位の比例で製造する力を有して居るか、戰時には之を何十倍にする御見込であるか、此邊も詳細の數字を承りたい、序に私は—司法大臣が居りませぬが、此監獄に於ける所の作業改良に付て、政府の所見を承つて置きたい、監獄に居る所の既決囚人は多い時は七萬、少くとも五萬、此五七萬の監獄の囚人は、今日監獄内に於て作業をやつて居りますが、日本の監獄に於きましては、英國獨逸米國佛蘭西の如く、其監獄費の四割乃至五割の働をする作業は出來て居りませぬ、僅に二割か二割五分に當るの仕事しか出來て居りませぬが、政府は此監獄内に於ける所の作業に、政府の現在やつて居る職工の仕事を移して、監獄内に或は動力なり機械なり、總ての技師なりを入れて、監獄に於て此高い所の給料を拂ふ政府の仕事をやらせると云ふ政策を有して居るか、如何、被服製造の如き、靴を製造する如き、又細かい兵器を製造するが如き仕事は、最も監獄内の仕事として適當である、然るに今日監獄に於ては紙を漉き繩を綯ひ草鞋を作り、社會の進歩とは沒交涉で、幾らかは良くなりましたけれども監獄内の作業と云ふものは、殆ど算盤を見て居ない、勿論監獄内の仕事でありますから、啻に算盤の勘定許りから來ない此作業には囚人に對して相當の給與があるのであるから、此給與を與へて精神狀態の上から遷善改過の途を取ると云ふことも、是は一法であるが、監獄内に於ける所の作業の如きはどうする積りであるか、當局大臣は御居ではありませぬが法制局長官が御居でのやうでありますから、是[illegible]に御答辯に預りたいと思ふ、第五、兵器軍需品の或部分の製造を民間の各會社に移して、政府監督の下に納付せしめ、又外國政府注文に應ぜしむる事を許す方針なりや、如何、兵器の民間製造を許すと否と云ふ事は、最も此事業界に大關係を有するのでありますから、政府は現在及將來に於て、兵器軍需品の或部分を民間の製造會社にさせる積りであるかさせない積りであるか又外國政府の注文に應じて之を賣らせる積であるか、賣らせない積りであるかも亦明確の御説明を得たい、此第五問の二項として羅紗製造事業の如きは我民間に移す方が國家の爲に有利であつて便利ではないかと思ふ政府の所見は果して如何、第三項に千住製絨所の賣拂處分の問題の如きは屢々問題となつたのでありますが現在はどうなつて居るか又將來はどうする積りであるか是も承つて置きたい第四項は泰平組合の事であります、泰平組合の如きは何等兵器製造をするのでもない、軍需品の製造をするのでもない、然るに何等軍需品の製造に多大の貢獻をして居るものでない所の少數の富豪の組合に長く此利益を壟斷せしめて居る事は、政府は今日以後に於て之を廢止する積りでありまするか、繼續する積りであるか、實際に兵器及軍需品を製造會社に此特權保護奬勵の途を付與して、外國政府に之を賣らせると云ふ途を執るのは國内に於て國防充實の點に於ても、裨益する所が多いだらうと思ふ、然るに此泰平組合の兵器賣買に付きましては、永久に之を廢止しないで、繼續して置く積りでありますか、是は陸軍大臣の御答辯で宜しう御ざいますから　明確なる答辯を得たいと思ふのであります、第六問、軍需工業動員法を活用するに、平時に於ては如何なる機關を設置し、戰時に於ては如何なる責任を執らるゝ積りでありますか、是は一昨日國民黨及憲政會の質問者から、質問がありましたが、戰時には軍需大臣を置く積りである、軍需省を置く積りであると云ふ陸軍大臣の御答でありましたが、平時に於いては是は如何なる人が如何なる者が此機關を設置して、此衝に當るゝのでありますか、平時及軍時の區別を立てゝ此責任に當る人を承りたいと思ふ、第二項は

此廣汎なる關係を有する各種各樣の施設は到底尋常一樣の事では出來ないのであります、故に此立案をする時には、何所が主になつてやつたのであるか責任者は內閣總理大臣でありませうが、內閣總理大臣の御出でにならぬ所を見ると、此法律を主として編成して、此案を作つたのは何省何大臣であるか、之を主管するものはまだ分らぬとした所が、此法律を司配する者は、陸軍大臣であるか、海軍大臣であるか、內閣總理大臣であるか、若くば總理大臣自ら之を提案したのであるか、是も伺ひたいのであります次は第三項、此目的を達するには化學工業は何物に依て目的を達する積りであるか、科學學問の發明、總ての工業は如何なるものに依て此目的を達する積りであるか、是も承りたい、第四項は生產原料の增進を圖るには、如何なる方針を實行して行くかと云ふことも、是は最も必要な事柄でありますから、是も承りたい、第五項、機械使用動力使用の方法をど云ふ風にしてやるか、例へば水力電氣會社若くは機械製造會社、其他の使用する方法は從來さう剩したものを有つて居ない、之に向つて此工業動員を徵發する場合には、どう云ふ風にして此機械の使用動力の使用をするのでありますか、豫め此使用方法に付ては重大な關係を有つのでありますから承つて置きたい、第六項、全體の職工の脈絡統一を圖るにはどう云ふ名案がありますか、此大なる工業動員をするには、全體の職工の脈絡統一を付けて行くにはどう云ふ名案を以て、どう云ふ方法でやるかと云ふことを御示しを願ひたい、第七項、此法律を強て實行する場合には、一般經濟上に恐慌を波及しないかどうであるか、此恐慌を波及させないとするには、如何なる良計があるか、是も承つて置きたい、第八項、本法を提出するに方つて、政府は普く全國の工業者の意見を徵したのでありますか、ありませぬか、斯の如き重大なる所の案件――法律を出すには、英國に於ても、佛蘭西に於ても、亞米利加に於ても、又獨逸邊りに致しましても、各知識階級實業階級工場主等を呼んで、さうして明細なる調査と意見を徵して、此戰時の產業動員を行はれて居る、是は戰時の產業動員でない、永久に豫備的の軍需工業動員だから、聞かないと云へばそれまでゝあるが、斯の如き大問題を決するのに、工業者實際家の意見も徵さないで、此法律を規定すると云ふことは、政府は此目的を達することが是で出來ると思はれますか、又それとも本法を提出するに當つて、工業者の意見等を徵したものがあつたならば詳細に承りたい、第九項本法を何故に此帝國議會の開會の初に提出しないのであるか、貴衆兩院議員は此軍備國防計畫と共に、斯う云ふ案が出ましたならば、議會の初めに當つて之を愼重に審議をして、長時日を要して調べましたならば、此案も立派になり、又國民の希望に副ふやうに、實際に活用するやうになつたであらう、今や議會の終りに垂々とする場合、僅かに二週間を剩す今日、此重大の法律案を出すと云ふことは、政府は眞面目に此案を此議會で通す積りでありますか、此案に付て確信を有して居るのであるか、甚だ帝國議會に對して、斯の如き此議會の終りがけにひよつくり祕密主義で出すと云ふことは、極めて不親切でないかと本員は思ふのであります、此邊の經過を承つて置く必要があります、第七問、損害補償と利益の保證及奬勵の方法、此一項は損害の補償は物資の動員に關して生ずるものでありまして「政府ハ戰時ニ際シ軍需品ノ生產修理又ハ貯藏ノ爲必要アル時ハ土地並家屋倉庫其ノ他ノ工作物及其ノ附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ使用シ又ハ收用スルコトヲ得」とあれども單に「損害ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス」とは如何なる意義でありますか、勅令の定むる所に依て單に之を補償すると云ふ意義は、どう云ふ意義でありますか、之に付て詳細の說明を望むものであります、第二項利益の保證「政府ハ軍事上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第一條各號ニ揭クル工場若ハ事業場ヲ有スル者又ハ前條ニ揭クル者ニシテ一定ノ資格アルモノニ對シ豫算ノ範圍內ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ奬勵金ヲ下付スルコトヲ得」とありますが、從來一割なり二割の純利益の有る工場會社の此利益を保證して、既得の權利收益を害せぬとの意義でありますか、若くは此利益の保證は從來の利益に構はず、幾分か利益を保證するのでありますか、是等の點に付きましても明確なる說明を求めるものであります、第三項、奬勵金下付の意義は、此法律を通覽致しますと極めて曖昧であります、政府より事業の監督命令を受くるに依り之を受けるのか、將又新事業を開始して補給を受くる必要より奬勵金を下付せらるゝものであるか此邊も明かに說明を得たいものであります、第八問――第八問は祕密漏洩と罰則であります、第一項工業工場の生命は如何なる會社にありましても、亦個人に於きましても、特殊の祕密があるのであります、然るに本法施行の場合は、果して各工業の祕密漏洩と竊取を能く防止することが出來ますか、是は私は甚だ疑はしいと思ふのである、若し此祕密の漏洩竊取を防ぐ方法があれば、之に付きまして明答を得て置きたいのであります、第二項、軍需工業動員法を實行する場合は、之を拒み之に服せざるやうな非國民は日本帝國には本員は無いと確信する、併ながら當該官吏又は政府に於て收容する職工等に於ては、工場の祕密を漏洩し若くば竊用する位の者は無しとしない、故に政府は是等に對して嚴重なる罰則を設ける意思ありや如何、又之に依つて生ずる損害辨償は如何にするものであるか、寧ろ之を拒み此收用に應ぜざる國民、會社は無いか、官吏若くば政府が收用した職工の中から、會社內の祕密及び總ての物を盜む者がない譯はないと思ふ、此場合を罰するには同じ罰則を準用すと之には書いてありますが、更に之を嚴重なる取締をする意思が有るか無いか、又之に依て祕密を漏洩して祕密を公にして仕舞つて、專賣特許なり特種の製造物を他に遣ると云ふ損害の時、何を以て償ふ積りであるか、是亦御尋して置くのであります、第九問、政府は平時に於ても戰時に於ても勞働能率を國民全體に增加する方針として、是が調査をなし、是が機關を設けたのであるか否や、又此勞働調査に付ては、政府は現在に於て調べつゝあるのであるか、將來勞働能率增加に付ての方針はどうする積りであるか、是亦御說明に預りたい、二項、現行の工場法の規定は生產發達の方針に付て支障なきや如何、現在に行はれて居る工場法は、現在に於ても其明文通りに行つて居ないのである、若し此工業動員が行はれる場合には、現在の工場法の規定は工業動員の精神に背反せざるや否や、之に付きましては現に請願も出て居りまするし、又當業者から猶豫出願等も當局に出て居るのでありまするが、是等は工場法の規定及工業動員法の精神に背反しないか否やと云ふ事を、詳しく承つて置きたい、最後に第十問、軍需工業動員法は國家の現狀に鑑み必要重大なる法案なるも、餘りに軍國主義に偏重し、所謂俗に謂ふ士族の商法に傾いて居ないか、貴方がたは軍事に掛けては甚だ詳しいけれども、生產業や商賣や製造工業に付ては、或は製艦其他兵器を作る方には御堪能でありませうが、一般の產業に付ては所謂俗に謂ふ士族の商法と云ふ事になるのである、內閣諸公多しと雖も、能く下情に通じ數字に明にして、生產狀態、農民或は工業者商業者の事を能く知つて其事情に通じて居る者は極めて少なくはないか、此軍需工業動員を掌る所の人の如きは、我帝國に於ても最も明晰な頭を有し、數字に明にして人の使ひ方を能く知り、非常に國務大臣以上の力量才識總て有る者に非ざれば其任に堪へないと思ふ、然るに碌々たる俗吏輩が斯の如き事を掌つて、さうして此軍需動員法を活用しやうと云ふ事は如何なものであるか、誠に氣遣ふ者である、又平時戰時を問はず、生產業に經驗の無い所の官吏等が妄りに干涉し、其運用如何に依ては極めて危險である、此危險の結果は一般經濟界を攪亂し、一般生產力を阻害減退せしむる憂なしとせず、政府の所見果して如何、第二項、此戰時狀態に於て天下の人心は甚だ奮興を見ない、士氣の消沈は殆ど其極に達して居るやうに私は見る、軍人にして戰が出來ないとか、軍需品の出來る見込がないとか、苦みを嫌ひ死を厭ふの隱は滔々として全般に漲つて居るではないか、彼の日淸の役、日露役當時の氣分は果して今日と比べて孰れの所に在るか國民の敵愾心は何れの所に見出す事が出來るか、成金なる者を見れば、悉く政府事業に關係する所の寄生蟲ではないか、又近來犯罪事件に坐する者は、硬い所の鋼鐵に蟲が附いて、其犯罪に連坐する所の者は親任官又は高等官を初め、百數十人の官業從事者たる官吏ではないか、實に此官業に關係する所の有樣を見れば、成金たる寄生蟲に非ざれば此の官業に從事する所の者は、皆不正手段を行つて縲紲の辱を受けて、首を縊るやうな輩が多いではないか、軍需工業動員法の活用の如きは、法律規定よりも人心の奮興士氣の振作が最大最重なる要素ではないかと私は考へる、政府は今日の腐敗墮落の實際狀態を如何に觀察するか、斯の如く墮落腐敗の極に達したのは前の內閣――大隈內閣秕政の置土產である事は明かな事であるが、併ながら現內閣諸公も決して責なしとしない、斯の如き場合でありますから、內閣諸公は如何に之を觀察し、如何に之を振肅せんとするものであるか、此決案を行ふに付て、今日は內閣諸公陸海軍大臣、法制局長官の外御出席がないと云ふ事

は、政府自ら此案を輕んずるのではないかと思ふ、併ながら本員の質問に對しましては、第十箇條四十二項に渉つて居りまするから、之に對して明細なる所の書面、若くは說明を得たいのであります、若し私の說明の趣旨が分らなければ、玆に一つ書に書いてある質問の要旨を御貸し申しても宜しいのでありますが明細なる御辯明を得たいと思ふのであります

〔拍手起る〕

〔國務大臣大島健一君登壇〕

○國務大臣(大島健一君)　武藤君の御質問に御答を致します、但し武藤君の御質問は唯今仰しやつた如く、私が一寸記憶して書いたものでも、美濃紙の罫紙二枚に亘るやうな澤山なものであります、又其內には總理其他の國務大臣より答を御希望になり、又答へるのが至當と認めまするものもあるので、此工業動員法に直接の關係を持ちます點に付て、概要の御答を致したいと思ひます、第一に私は九箇條まで書きましたものは、要するに原料と云ふものに歸するやうでございます、原料の事を極めずに工業動員と云ふ事を此處で極めると云ふことは、順序を誤まつて居りはせぬかと、斯う云ふ事に概要此九箇條が結論されるだらうと思ひます、それには食料其他總ての原料に亘つて御議論がありましたが、是等は無論戰時に夫々之に對する規定處置を致さなければならぬもので、又平時より其の考はして居るのであります、此工業動員は昨日も申した如く、是れ一本を以つて戰時の總てを律するものではありませぬ、又此工業動員の初めの所、即ち一條より第六條に至る迄は戰時の規定でありますので、御議論中に平時に何か是が關係あり、即ち平時に幾分か實行せらるるかのやうに御解釋になつて居りはせぬかと思ふ點がありますから、御注意迄に申上げて置きますが、六條迄は戰場規定の根本法であります、是と同じものが各種の原料に亘つて――獨り原料のみならず人員其他萬事に亘つて、此規定は出來るものであらうと思ひます、此原料の規定が無いから、工業動員の此規定は假想であると云ふ御意は成立たぬことであらうと思ふ、それから次に又四五箇條の御話がありましたが、此四五箇條は之を約めまするど、職工と云ふことになり、職工の教育動員給與と申しますか、給料などのことでありまする、此工業動員を致しましても、凡そ各工場に有して居る所の機械には、官有の戰時の爲に備へてあると云ふやうなものは少ないので、凡そ其有して有る所の機械は平時も動いて居り、戰時も動いて居るのであります、人を增す程度はえらい大きいものであるまいと思ひまするけれども、其準備は無論致さなければなりませぬ、其中に此兵役に在る者の召集をした御話がございましたが此給料はどうするかと云ふことでありましたが、是は他の職工一般の取扱をするものであります、唯々此兵士を採つては此工業の成立、即ち兵器を造らうと云ふ目的を達することが出來ぬと云ふやうな場合で、極く有數な場合と思ひまするが、其場合に於ける職工は、普通其工場で使つて居る職工と同じにするのでございます、それから又海陸工場の職工數、戰時の是れの增加、各種の御希望がございましたが動員に關して居る事柄で、詰り其職工數其ものは左程にはありませぬが、之を以て製造力を卜知することの出來るものでありますから、祕密に致して居ります、其中監獄の者を云々云ふやうなこと、之も今日矢張私の方でも仕事を命じて居るものがありますが、是は他の省に關係して居りまするが、他の省に於ても無論相當の利用を致して居らうと思ひます、此動員法でも考へまするど、此等も亦戰時に應用する上には多少の考をすると云ふことは、爲政者の責任だらうと思ひます、それから兵器軍需品の民營と云ふ事に付て、民營にすると云ふ方針なりや、又羅紗製造所は賣るかどうか、拂下げるかどうか、泰平組合はどうかと云ふやうなことでございました、是は是迄にも隨分御說明をして居りますので、政府は其製造所中民營に屬して適當と思ふものも無いこともありませぬ、其時機には相當な處置はする積りで居ります泰平組合は各種の議論がありましたけれども、あれは一の商社でありまして、此商社に唯々政府と政府の間で賣買をした兵器の取扱をして、其手數料をやつたと云ふことが問題であります、若しあれば政府が關係せずに其會社が支那なり暹羅なり南米なりから注文を受けて來て、日本に持つて來て賴んで造つて貰つて持つて行つて、元の所に納めると云ふのなら、何等議論は無いのであります、さう云ふ意義に於ては、あれの存續は第一妨げべきものでもなし、又時にも之を用ひる利益もございますので、あれをどうしやうと云ふやうな考を持つて居りませぬ此重大なる法案が今日提出されると云ふことは甚だ遲かつたではないか、斯う云ふ御質疑でありまして私共も左樣感じて居るので、此の提出の理由を申上げる時にも、此の遲延は止むを得ず此に至つたのでありまして、其の遲延したことは御斷りをして置いた次第であります、それから此補償並に平時に於ける利益の保證獎勵金、戰時の補償は一昨日も高木君から御議論が出て居りました、相當な補償をなし、それの意に滿たすものは之を法廷に訴へて、十分其志の貫徹を圖ると云ふことは、何れ取計ふ積りでありますが、抑々是は戰時に於て初めて現はれるのでありますから、平時から細かい事を規定して置く譯には行きませぬので、總て他のものの利害問題と權衡を得る程度に於て、總て戰時はやつて行かんければなりませぬから、此管理使用收用の場合の補償と云ふことは、全く戰時の外はありませぬからして、其時に於て均衡を得る方法を定めて、それを實行して行く外はあるまいと思ひます、それから平時の方はどう云ふものにやるかと云ふ御尋のやうでありましたが、是も餘程考へんければならぬ、餘程愼重に攻究した上でなければ實行は出來ませぬが、日本に無い所の原料、又工場に依つては僅かな設備をさして置いて、戰時非常な用を爲すと云ふやうな場合には其理由を具して豫算の協贊を經て後に實行を致す積りで居ります、澤山の問題でありましたが、概要取纏めましてそれ丈御答を致して置きます、尙ほ二三他から御答を致しますかも知れませぬ。

○議長(大岡育造君)　鈴木錠藏君。

○政府委員(有松英義君)　議長。

○議長(大岡育造君)　法制局長官。

〔政府委員有松英義君登壇〕

○政府委員(有松英義君)　大體條を逐うて陸軍大臣より答へられました通りでありますが、尙ほ監獄の作業に付て私より說明をするやうにと云ふ質問者の御要求でありました、御承知の通り監獄の作業は、主たる目的は經濟にあるのではありませぬ、刑の執行の目的を達することを以て、主たる目的と致して居るのであります、故に經濟上から考へましたならば、多少不利益なことはありましても、刑の執行の目的に適ふことを以て第一と致して居りまするのでありまするが故に、軍事に關する事業を監獄にやらせまして、刑の執行の目的と相背馳せざる場合に於ては、差支は無いことと存じまするなれども、他の工場を管理して事業を行はしむると同一に、監獄を論ずる譯には參らないと存じます、素より非常の場合に於ては、非常の處置を執ることはありまするなれども、大體右申上げましたやうな事を以て、趣旨と致す外は無いと考へまする、尙又他の事柄に付きまして、官吏の祕密を漏洩致し、或は竊用致しました場合、並に官吏の職務を直接の職務の關係にあらずして「職務上前項ノ祕密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者」と云ふ第十六條第二項の規定に付きましての御尋に對しましては唯今質問者より承りました通り、工業上の祕密は最も尊重を致さなければなりませぬが故に、斯樣な規定を設けたのでございまして、本來は刑法の例に依りましても、辯護士、產婆、藥劑師、醫師、其他の者が職務上知り得たる祕密を他に漏らす、或は他の場合で申上げまするならば、營業稅法に於て收稅吏が知り得たる職務を他に漏洩致した場合に對する制裁は、何れも此處に規定致して居るよりは非常に輕いのであります、工業動員に關しましては最も此祕密を尊重致すの趣旨に依りまして、刑法に規定してあるよりは、又營業稅法に規定してあるよりは、特に重き制裁を加へて取締らむとして居るのでございます、此他に於て如何なる取締を爲すかと申すことは、官吏でありまするならば官吏服務規律に規定がございまして服務上夫々の監督を致し、間違つたならば懲戒處分を爲す、斯う云ふことに相成つて居りますので、是れ以外に別段な取締の方法はありませぬのであります、併ながら服務規律と云ひ、此第十六條と云ひ、之を嚴正に適用致しまして、平素より監督を十分に行ひましたならば、取締は付く見込でありますのでございます、若し又其爲に損害を生じた時に其賠償は如何にするかと云ふ御尋でありましたが、是は一般の民法の原則に依りまして、或は處罰されました場合に於ては、私訴を起します、又は普通の民事訴訟を起しますなり致す外は、方法は法律上無いのであります、是は如何なる場合に於ても、救濟法は斯の如くなるのでありまして、單り此事に關してのみ右の方法あるのみと申す次第ではありませぬ、もう一箇條は本法は工場法の趣旨と牴觸はしないかと云ふ御尋でありましたなれども、工場法とは何等關係は無いと存じます、工場法は職工の保護を行ふが爲に夫々の規定を設けましたのであります、例へば勞

働時間の制限、勞働者年齢の制限、或は勞働者に給與致しまする規定、解雇の場合に於ける保護の規定等を列ねてありますのでございまして、縱令工業動員法を施行に相成りまするとも、工場法に依ての勞働者の保護は致さねばならぬのであります、是も非常なる場合に於きまして、或は工場法の施行を全部若くは一部停止するやうな必要を見るかも知れませぬ、豫め左樣なことを此法律に規定致して置くことは、甚だ穩當を缺きまするから、萬一の場合は萬一の變に處すべきことと致しまして、本法には何等規定を設けませぬのであります、本法と工場法との關係は右の通りであります、先づ私から御答致しますのは、陸軍大臣の答辯以外に於きまして、右の三點と考へます。其他に於きまして序ながら申上げて置きますることは、或は職工の關係であるとか、若くは賃銀の關係であるとか、或は他の工場に及ぼす影響であるとか、種々樣々數十項に渉る御質問もありましたなれども、是は今日より豫め一定の推測を致すことは出來ませぬのであります、戰時の狀態如何に依り、又工業法適用の如何に依りまして、總て其場合の實際に處して、本法の適用の範圍其他の事を解決致すのでありまして、隨つて是が影響も其時々の狀況に依て異るのであります、其際に至りまして臨機の處置を執る外はありませぬのでございます、今日より職工の數は如何にするか、或は賃銀は如何にするかと云ふことは、固より豫測は出來ませぬので、是は平時に於ても將來の事は豫測出來ませぬのであります、況や工業動員法の實施を必要と致すが如き、事變に際して之を今日から豫測致すことは、何分にも人間の力で能はぬことと存じます、其他まだありますかも知れませぬが、能く記憶致して居りませぬから、後とは御要求に依て御答を致すことに致します。

○議長(大岡育造君) 鈴木錠藏君。

〔鈴木錠藏君登壇〕

〔拍手起る〕

○鈴木錠藏君 本員は此法案提出の動機が、貴衆兩院の希望に副はむが爲めに出でたるや、又は政府自身の發意に出でたるかは問ひませぬが、國防上時宜に適したる所の法案として、大に贊成を表するのでございます、吾々は國防充實の爲に多大の增税迄も致しましたが、之に伴ふ軍需品供給と云ふことに付て、憂慮して居りました所が、此法案に依つて杞憂の一端が除かれると云ふことを思へば、本懷に堪へませぬ、併ながら此法案を通覽致しまするに、如何にも一夜造りであつて、飜譯其儘であつて、殊に新しい試みでございますからして、若し是が運用を誤りましたならば、我産業界に及ぼす所の弊害は尠からざることだらうと考へます、私は此案に付て幾多の質問はございますが、いろは四十八箇條に並べまして質問致しましても、是が當局者の默殺に遇ひましたならば何にもならぬ、故に私は簡潔に次の七箇條に付て質問致さうと思ひます、其條項が或は前者の質問と重複する事がございますかも知りませぬがそれは政府當局の答が甚だ不滿足であるからであると御容赦を願ひたい、第一問は本案に依り軍需品として幾多の項目が揭げられて居りますが、是は主に機械工業を指したものでありまして、化學工業に付きましては、餘り多くを期待して居らぬやうでございます、併ながら今回の戰爭に付て、化學工業が彼の爆發物、燃燒液、毒瓦斯、其他化學的製造方面を負擔して、多大の貢獻をして居ると云ふことは明かなことでございます、政府は此方面に於きまして、餘り多く民業を煩はす所の御心持が無いでありますか、第二は吾々は常に兵器民營の必要を叫んで、是に對しては相當の保護獎勵の途を開くべしと主張する者でございますが、吾々の主張する所の兵器民營と本案との關係はどうでございますか、本案の第十條には「政府ハ軍事上必要アルトキハ一定ノ——資格アルモノニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ獎勵金ヲ下付ス」とあります、如何にも此條文は附たりにて、有つても無くても宜いやうに見えます、是は恰も貴衆兩院に於て、兵器民營の聲が八釜敷いから、責塞ぎに出したと云ふ觀がありまする、政府は果して徹底的に兵器民營を獎勵する考でございますか、然らば其豫算の程度は如何なるものでありますか、其邊を伺ひたい、第三、工業動員法に依り民間工業を徵發するに方りて、最も必要なのは之を指導する技術者であります、故に平素に於て此技術者の養成と云ふことに付ては、最も注意を拂はなければならぬ、然るに陸軍に於きましては、技術に巧なる者は指揮官としてはどうしても拙であると云ふ理由から、折角熟練し掛つた技術者を半途にして軍隊に引戻すと云ふことであります、即ち技術者が腰掛主義で、技術の獨立と云ふことを保障して居ない、要するに陸軍當局者は技術者と云ふものを輕視して居るのだらうと思ふ、故に私は此際技術者の昇進の途を開いて、即ち他の兵科步騎砲工の將校と同一に、前途希望を有するやうにしたいと考へますが此點に付て陸軍の御見込は如何ですか、第四、政府は何時にても工場檢査の權を有して、之を拒む者には相當の處罰を與へ、又當該官吏にて事業上の祕密を漏洩し、又は竊用したる者に對し、相當の制裁を與ふる規定がありますが、是が民間工業の最も慮る所です、武藤君も此點に付て質問がありまして、此點に付て有松政府委員の御答がありましたが、是は幾度でも質問して宜しい事である、中々一遍の政府委員の答辯に安心して居ることは出來ないのであります、此事業上の祕密と云ふものは工業の生命でございます、又特許法に依りますると、軍事上の必要なれば其特許を制限し、又は收用し得る規定がありまして、是には補償の方法もありますけれども、諸君、中々此特許と云ふものは、條文の一片を讀んだ位で其内容が中々竊用出來るものではない、若し是が容易く竊用出來るものならば、亞米利加が二千萬弗を出して「ハーバー」法を研究しはしない、政府も自分の特許局にある特許であるから二十萬圓も支出して窒素の研究もしないで濟むのであるが、是が中々特許と云ふものは、條文通りに行かないと云ふ事である、工業家は即ち是が附け目であつて、是が自家防衞であり、又要塞であるのである、然るに當該官吏が何時にても工場内に這入つて、祕密を見ることが出來るやうになつたならば、工業の金科玉條とする所の祕密と云ふものは、易々と暴露せられて仕舞ふ、是は甚だ迷惑至極である、此點に付ては當該官吏に相當の制裁法もありますけれども、即ち後の祭で、幾ら其當該官吏を處罰した所で、工業家はそれが爲に補償を得る譯に行かない、是等に對して嚴肅なる防禦なりを講ぜられたいが、如何な御考でありますか、第五は戰時に際し兵役に在る職工に對しては、徵兵令に拘らず軍事輸送機關又は工場に從事せしむることを得るとありますけれども、兵役に在らざる職工に對する取締法と云ふものがありますか、今日の工場法は工場主に對する義務のみが規定されてありまして、職工に對する制裁と云ふものは一も設けてない、職工の去就と云ふものは自由自在である、それが爲に工場主が折角養成した職工も、任意に解職することが出來る、又他の誘拐に依て奪ひ去られることを防ぐことも出來ないのであります故に有事の日に於て工場及機械の動員は出來ましても、肝腎の職工の動員と云ふことを完備する譯に行かぬ、即ち是は片輪の動員である、諸君、一昨年以來頻々として起りまする所の各工場の「ストライキ」と云ふものは、其原因は幾多ありませうが、此工場法が工場主の義務のみを規定して、職工の取締に付ては何等制裁がありませぬからして起る事も尠くないと思ひます、酷に言へば工場法に依ては「ストライキ」を獎勵して居ると言つても宜いだらうと思ふ、故に此際工場法を改めて職工の雇入雇止に對して職工手帳と云ふものを渡し、是は即ち海員に對して海員手帳を渡すことを海員法が極めて居りますが同じやうな方法に依て取締を附けたら如何と思ひます、第六は尺度問題、即ち「ゲーチ」問題であります、我が邦位尺度の亂雜なる國はないのである、或は碼と云ひ、或は呎と云ひ、或は米突と云ひ、又は舊來の尺度を用ひる實に千差萬別で統一する所がない、諸君、此兵器の製造と云ふことに付ては、最も均一と云ふことが必要である、陸軍に於ては此兵器製造に於て、尺度の未だ定まつて居らぬと云ふことに付ては、最も不便を感じて居られるやうに考へる農商務省に於ては此點に付て多年調査されて居ると云ふことを聞いて居りますが、未だ此解決法がないやうに思はれます、今日之を好機會と致して、陸海軍農商務鐵道院の當局者と協議して、至急尺度問題を解決されては如何でありますか、諸君、獨逸の公園に在る所の「ベンチ」即ち腰掛は、一朝有事の日には貨車の中に入れれば直ぐにそれが客車となると云ふことを聞いて居りますが、最近に亞米利加から歸つた人の話には、自動車の幅と鐵道の幅と同一にして「タイヤー」を取りますと、直ぐに鐵道の上を自動車が走るやうになつて居ると云ふことを聞きましたが、詰り此「ゲーチ」と云ふものは、成るべく均一にしなければ軍事上の目的を達することは出來ないと考へるのであります、第七は官民の合同調査會であります、今日迄政府の仕事と云ふものは、兎角政府限りで成るべく民間の人を入れないと云ふやうな方法でありますけれども、此法令の關係する所は非常に廣大でありまして工業經濟に及ぼす所の關係

も非常に廣くありますから、又是が初めての試みでありまして、是が運用を誤りますれば、弊害も前申す通りでありますから、是非政府は此際に官民合同の調査會を開いて、是が運用をして完備ならしめんことを希望致します、是等に對して御意見を伺ひたいと考へます。

○議長（大岡育造君）　大島陸軍大臣。

〔國務大臣大島健一君登壇〕

○國務大臣（大島健一君）　鈴木君の御質問中、若干に御答を致します、鈴木君の第一の御質問には、此法案の考へて居る所は、主として機械工業に在つて化學工業を見落して居るやうだと云ふ御質問のやうに思ひます、決して本案の精神は鈴木君の御覽になつて居るやうでないのであります、殊に今日の火藥爆藥若くは其原料等化學工業に負ふ所は甚大であります、故に彼の條文を其心して御覽下されば、是れの含まれて居ることが分らうと思ひます、それから第二に世間に兵器民營と云ふことを頻りに唱道される、本法と民營との關係はどうか、又本法中利益の保證並に奬勵金の事等があつて、多分民營奬勵の爲めであらう其豫算はどうなつて居るか、斯う云ふ事のやうであります、是れも既々各種の機會で申述べた如く、兵器の民間に於いて製造し得るものは、成るべく民間の事業に移したいと云ふことは考へて居る、之れを方針として居ります、其の製造能力が出來、適當の機會に於ては實施致したいと考へて居ります、それから本法との關係は、本法は平時に於ける民間工業の奬勵の爲めに出來たのではありませぬが本法の戰時に臨む精神を遂行する上には平時に於いて兵器製造の業務も民間に出來る丈は民間にやらして置くことが利益でありますから、其の關係に於いて、即ち本法と關係致して、戰時の目的を達する爲に、先程も申しました通り、帝國に無い所の原料の始めての生產、或は無い所の機械、或は一つの機械を足して置けば、此工場に於ては斯る大きなる仕事が出來ると云ふやうな場合には、利益の保證或は奬勵金等を與へて、民間に於ける工業、即ち兵器許りでない、軍需品に苟も關係ある所の工業の奬勵と云ふことが、本法の精神であります、それは先程申上げた如く、其費用は事を定めて研究をして、始めて豫算を請求して實行するのであります、第三には此工業には技術者が根本である、然るに陸軍には此技術者が技術方面に働くのと、戰鬪の方面に働くのと混合してある爲に、技術に精熟した者が途中から又隊に付くと云ふやうなことがある、其制度は宜しくないと思ふから、適當な考慮をしたら宜からうと云ふ御話のやうであります、吾々も其考を以て相當の研究も致して居ります、又平時人を働かす上にも其考を懷いて居ります、但し動員をした場合には、今日使つて居る丈の人では足りないのであります、恰も動員時に必要な人を作つて置く爲に、既に或程度まで達した人を隊に遣つて、或は他の所の仕事をさして置いて、戰時工廠其他の動員をした時には戻すと云ふことは、是はやらなければならぬのであります、今の御趣意の點は能く考へて居ることであります、それから最後の官民共同の調査會、是等も平時此工業動員の準備をするに必要なものと思ひます況や全國の工業動員を行つた場合には到底中央の一機關で以て是が行ける譯でないのでありますから、何れ地方に官民合同の中間の指導機關が要る事であらうと思ひます、平戰兩時共に夫等の考慮は致す積りであります、是丈御答致して置きます。

○議長（大岡育造君）　有松政府委員。

〔政府委員有松英義君登壇〕

○政府委員（有松英義君）　唯今陸軍大臣より述べられたる殘りを御答を致します、前に既に御答を致しましたる事項に屬しまするが、第七條以下の實行に付きまして、事業上の祕密を漏らす、若くは盜む者の制裁が本法末條に規定してあるなれども、制裁は事後に亘ることである、事前に於て嚴肅なる防禦方法を講じなければならぬが、それは如何であるか斯う云ふ御尋であります此事たるや法文に現はすこと稍々困難でありまする爲に何等規定を設けて居りませぬのであります併ながら實行上に付ては官紀の上に於て十分取締を致すことは勿論であります殊に事業上の祕密に亘るが如き重大なる事に付きましては最も嚴肅なる監督を致さねばならぬことゝ存じます而して此七條乃至第九條に至る事柄に付きましては或は事業上の祕密に亘ることが無いとも申せませぬなれども、元來七條乃至九條の目的たるや、當業者の祕密を知るに存じませぬので、要するに戰時の準備と致しまして、如何なる工場に於ては戰時の需用に應じ得る力をどの位持つて居るか、或は或工場を軍需品の製作に代へて使用し得る場合に、どの位の力があるか、若くは輸送機關に於てはどの位の能力があるであらうか、又軍需に充つべき品物を平素幾許貯藏して居る狀態であらうかと云ふやうなことを調べて置きまするのが趣旨であります、即ち戰時の急に應ずる準備と致しまして、右申上げたるやうな調査を致す爲に、當該官吏に相當な職權を有せしむると云ふのでありまして、工業の祕密を許くとか、祕密に立入るとか云ふことは、實際必要が甚だ少ないのであります、唯今申述べましたる中にも、當業者の祕密と致して居る事柄もありませう、是は已むを得ませぬなれども、概して當業者の祕密として居る事項を調査するのが目的では無いのであります、適々祕密に亘る事が有るかも知れませぬ、故に之に對する制裁を末條に於て、而も苦しき罰則を設けて居りまする次第でございます、尚ほ此上にも官吏服務規律にも規定が有りまするのでありますから、嚴重の監督を致す積りでございます、それから職工同盟罷工、其他の事に對する取締如何と云ふ御尋でありまするが、是も本法施行の後には民間の工場を收用使用すると申すことは、寧ろ例外になりまするので、普通は政府が管理を致せば目的を達するのであります、管理致しますると申すのは、民間工業の工業の現狀を其儘政府に於て管理致すのでありますので、職工諸共に政府が管理を致す結果になるのであります、併ながら唯今鈴木君の御心配になりまするが如き場合も無いとは申しませぬ、其時には忽ちにして事業の停滯を來し、差支が起るのでございます、之に對しましては政府は兵役に在る者を徵兵令に拘らず、別に勅令を以て規定を致す手續に依りまして徵集して其事業に當らしむることを得、斯う云ふ事に相成つて居りまする故に、民間工業に現に雇入れて居りまする職工、並に兵役に在る者を徵集致しまして、從事せしむる人員と相待つて事に妨げなく實行を期する積りでございます、尚ほ其他の事並に唯今申上げました事業上の祕密に亘る事に付きましても、政府が報告を取る、調査をすると云ふ程度範圍等に付きましては、唯今の見込では鈴木君の御述べになりましたる如き、工業調査會と云ふやうなものを、何れ設置致さねばならぬであらうと存じます、其工業調査會と申すか、名稱は未定でありまするが、左樣なる機關を設けまするならば、それには民間の學識經驗有る人をも加へるを最も必要と考へて居るのであります、尚ほ機關以外に於きまして、民間の經驗者等に意見有る場合に、其意見をも徵しまして、其機關に於て參考とせしめて、以て圓滑に法の實行を遂げたいと考へて居りますのでございますから、七條乃至九條の實行の如きも、尚ほ詳細に之が細則を設けまして、成べく民間工業者に迷惑の無いやうに致したいと云ふ考を持つて居ります、其他賠償の事でありませうが、總て民間工業者に成るべく迷惑の掛らないやうに致すには、唯今のやうに何れ機關を設けまして、能く審査を遂げなければならぬ事であらうと、今日から豫想を致して居る次第でございます。

○議長（大岡育造君）　高木正年君。

○高木正年君　極めて簡單でございますから當席…

○議長（大岡育造君）　宜しうございます。

○高木正年君　色々な御質問が有りまして、幾分か私共此法案に就て了解する事を得ました事は洵に欣ぶ所でありますが唯々一つ政府に確めて置きたい事が有るのであります此工業動員法は初めて實施される法案であつて實施の上に付て起る所の種々なる疑問はです如何に之を應答しても容易に了解するものでない要は運用の上に有りますけれども此法案を實施する上に付て勢ひそこに來るべき或事柄に付ての救濟が法案の上に明記してないそれは何であるかと言へば此法案が官權萬能であつて此法案の儘に―實施される上に於て此法案の儘で議會を通過したならば、如何なる狀態の結果に陷るか、測り知られないのであります、私が殊に法案の上に缺點と認めるのは何かと言ふと、當該官吏が行ふた所の處分に對する救濟の方法が、規定してない事であります、尤も損害賠償等に付ては、命令に於て之を定むると云ふやうな事になつてはありますけれども、損害要償とか、若くは法制局長官の言はれた民法上の適用に依て救濟する場合と、全く異なる場合に於て救濟を要する必要がある、唯今申した通り當該官吏の處分を不當とし、或は法文の解釋上政府の處置を不當とし救濟を求める場合の例が書いてない、他の法文には何れも斯の如き場合の救濟に資する爲めに、訴願若くは行政訴訟を爲すの規定を書いてある、然るに此工業動員法には一も斯かる規定を掲げてない、是は決して命令等に委すべき事柄でなく、勢ひ法律の上に具體にして置かねばならぬ、即ち謂はゞ法律の體

を成さない法案であると言へるのであります、此點に付きまして政府の所信及び果して此法案を以て斯かる場合にも猶ほ救濟し得らるゝものと、政府は考へて居らるゝのでございますか、此點に付きまして明答を請ひたい。

「拍手起る」

○議長（大岡育造君） 有松政府委員。

「政府委員有松英義君登壇」

○政府委員（有松英義君） 違法處分に對する救濟に付きましては、本案には行政訴訟の規定を設けて居りませぬ、是は或は行政訴訟を許す方が適當であるかも知れぬ、其邊は篤と御審査を願ひますなれども唯今の考では戰時非常な場合に處しましては、或は行政訴訟等を許すことの出來ない場合も有るかも知れぬと云ふやうな考を有して居りますが故に、此案に其事を規定致さずに提出致して居るのでございます、又施行命令を以て――勅令を以て規定致すことは出來るのでありますから、其邊は篤と又考慮を遂げたいと考へて居るのであります。

○高木正年君 唯今の答辯に依りまするると、必ずしも救濟の方法を講ずる必要が無いとは言はれて居らぬのであります其邊に付て今一つ御答を願ひます。

○議長（大岡育造君） 唯今御聽きの通り、尚ほ考慮する必要はあると答へたやうに此處では聽きました――日程第二、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第二 右議案の審査を附託すへき委員の選擧

○岩崎勲君 議長。

○議長（大岡育造君） 岩崎君。

○岩崎勲君 本案の委員の數は特に三十六名とし、議長に於て指名せられむことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

「「異議なし異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君） 御異議無ければ動議の如く決します――日程第三、朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案の第一讀會を開きます

第三 朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案（政府提出、貴族院送付） 第一讀會

朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案

（本案は本卷四九頁貴族院の議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

○議長（大岡育造君） 有松政府委員。

「政府委員有松英義君登壇」

○政府委員（有松英義君） 本案は極めて簡單なものでありまして、朝鮮人を總督府の官吏に致してありまする者が、若干ありますのでございます、唯今の所では朝鮮併合の日より其後を以て日本の官吏と見て居りまするが故に、官吏恩給法官吏遺族扶助料、學校職員退隱料、或は巡査看守退隱料及遺族扶助料等の適用が、總て併合以後の在職年數を算へることに相成て居るのでございます、然る處其以前に於きましても、統監府設置の以後は、帝國官吏の嚴肅なる監督を受けて居りまして、直接に統監府所屬の官吏たると、又朝鮮官憲の官吏たるとを問はず、共に日本官吏同樣のものと看做し得るのであります、其間の年數を恩給の年數に通算致さないことは、甚だ酷でありますのみならず、朝鮮統治上に於ても甚だ宜しきを得ないと考へまして、此法律に依りまして朝鮮人の現在官吏を致して居りまする者は、統監府設置の日以後、恩給法の年數に總て通算を致したいと申すのが本案提出の理由であります、宜しく御審議の上御協賛あらむことを希望致します。

○議長（大岡育造君） 日程第四、右議案の審査を附託すべき委員の選擧を議題と致します。

第四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勲君 本案委員の數を九名とし、議長に於て指名せられむことを望みます。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ないものと認めます、即ち本案は議長指名九名の委員に付託することに決しました、日程第五、第七は之を一括して議題に致したいと思ひます、御異議はありませぬか。

「「異議なし異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君） 御異議なければ一括して議題となし、一は政府案、一は議員提出案、共に各別に說明を求めます――水野政府委員。

第五 衆議院議員選擧法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

衆議院議員選擧法中改正法律案

衆議院議員選擧法中左ノ通改正ス

別表

東京府		
	東京市	十五人
	八王子市	一人
	郡部 伊豆七島トモ	八人
京都府		
	京都市	四人
	郡部	五人
大阪府		
	大阪市	十八人
	堺市	一人
	郡部	七人
神奈川縣		
	横濱市	三人
	横須賀市	一人
	郡部	五人
兵庫縣		
	神戸市	三人
	姫路市	一人
	尼崎市	一人
	郡部	十二人
長崎縣		
	長崎市	一人
	佐世保市	一人
	郡部	六人
	對馬	一人
新潟縣		
	新潟市	一人
	長岡市	一人
	高田市	一人
	郡部	十二人
	佐渡	一人
埼玉縣		十人
群馬縣		
	前橋市	一人
	高崎市	一人
	郡部	七人
千葉縣		十人
茨城縣		
	水戸市	一人
	郡部	九人
栃木縣		
	宇都宮市	一人
	郡部	七人
奈良縣		
	奈良市	一人
	郡部	四人
三重縣		
	津市	一人
	四日市市	一人
	宇治山田市	一人
	郡部	七人
愛知縣		
	名古屋市	三人
	豐橋市	一人
	岡崎市	一人
	郡部	十一人
靜岡縣		
	靜岡市	一人
	濱松市	一人
	郡部	十人
山梨縣		
	甲府市	一人
	郡部	四人
滋賀縣		
	大津市	一人
	郡部	五人
岐阜縣		
	岐阜市	一人
	大垣市	一人
	郡部	七人
長野縣		
	長野市	一人
	松本市	一人
	郡部	十人
宮城縣		
	仙臺市	一人
	郡部	六人
福島縣		
	若松市	一人
	福島市	一人
	郡部	九人

岩手縣	盛岡市	一人
	郡部	六人
青森縣	弘前市	一人
	青森市	一人
	郡部	五人
山形縣	山形市	一人
	米澤市	一人
	郡部	六人
秋田縣	秋田市	一人
	郡部	六人
福井縣	福井市	一人
	郡部	四人
石川縣	金澤市	一人
	郡部	五人
富山縣	富山市	一人
	高岡市	一人
	郡部	五人
鳥取縣	鳥取市	一人
	郡部	三人
島根縣	松江市	一人
	郡部	五人
	隱岐	一人
岡山縣	岡山市	一人
	郡部	八人
廣島縣	廣島市	一人
	尾道市	一人
	吳市	一人
	福山市	一人
	郡部	十人
山口縣	下關市	一人
	郡部	七人
和歌山縣	和歌山市	一人
	郡部	五人
德島縣	德島市	一人
	郡部	五人
香川縣	高松市	一人
	丸龜市	一人
	郡部	五人
愛媛縣	松山市	一人
	郡部	八人
高知縣	高知市	一人
	郡部	五人
福岡縣	福岡市	一人
	久留米市	一人
	門司市	一人
	小倉市	一人
	若松市	一人
	八幡市	一人
	大牟田市	一人
	郡部	十一人
大分縣	大分市	一人
	郡部	六人
佐賀縣	佐賀市	一人
	郡部	五人
熊本縣	熊本市	一人
	郡部	九人
宮崎縣		四人
鹿兒島縣	鹿兒島市	一人
	郡部	八人
	大島	一人
北海道	札幌區	一人
	函館區	一人
	小樽區	一人
	旭川區	一人
	室蘭區	一人
	札幌、留萌、宗谷、上川、空知、室蘭、浦河各支廳管內	五人
	函館、檜山、後志各支廳管內	三人
	根室、釧路、河西、網走各支廳管內(根室支廳管內占守郡、新知郡、得撫郡及色丹郡ヲ除ク)	一人
沖繩縣	那覇區	一人
	郡部 首里區、宮古及八重山トモ	三人

本表ハ十年間之ヲ更正セス其ノ期間經過後更正スル場合ニ於テモ議員ノ數ハ四百五十人ヲ超ユルコトヲ得ス

附　則

本法ハ次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス

第七　衆議院議員選擧法中改正法律案(元田肇君外六名提出)　第一讀會

衆議院議員選擧法中改正法律案

衆議院議員法中左ノ通改正ス

第五條　削除

第六條　郡市長ハ選擧長トナリ選擧ニ關スル事務ヲ擔任ス

一選擧區ニシテ數郡市ニ涉ルトキハ地方長官ハ關係市郡長ノ一人ヲシテ選擧長タラシムベシ

第八條第三號中「十圓」ヲ「五圓」ニ改ム

第十一條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三　六年以上ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者及舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者但シ復權ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス

四　禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第四十二條　投票管理者ハ一名又ハ數名ノ投票立會人ト共ニ投票ノ翌日迄ニ投票函、投票錄及選擧人名簿ヲ選擧長ニ送致スヘシ

第四十四條中「選擧長」ヲ「地方長官」ニ改ム

第六章　選擧會

第五十一條　選擧會ハ選擧長ノ屬スル郡市役所又ハ地方長官ノ許可ヲ得テ選擧長ノ指定シタル場所ニ之ヲ開ク

第五十二條　選擧長ハ選擧會ノ場所及日時ヲ告示スヘシ

第五十三條　選擧長ハ投票立會人中ヨリ三名以上七名以下ノ選擧立會人ヲ選任シ選擧會ニ立會ハシムヘシ但シ一選擧區タル市ニ於テハ投票立會人ヲ以テ選擧立會人トス

選擧立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第五十四條　選擧長ハ一選擧區タル市ニ於テハ投票ノ翌日其ノ他ノ郡市ニ於テハ投票函ノ總テ到達シタル翌日選擧會ヲ開キ選擧立會人立會ノ上投票函ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘシ

第五十五條中「開票管理者」ヲ「選擧長」ニ、「開票立會人」ヲ「選擧立會人」ニ改メ第二項ヲ左ノ如ク改ム

選擧長ハ選擧立會人ト共ニ各投票所ノ投票ヲ各別ニ點檢スヘシ

第五十六條　選擧人ハ其ノ選擧會ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第五十七條及第五十九條中「開票管理者」ヲ「選擧長」ニ、「開票立會人」ヲ「選擧立會人」ニ改ム

第六十條　選擧長ハ選擧錄ヲ作リ選擧會ニ關スル顚末ヲ記載シ選擧立會人ト共ニ署名シ投票錄ト倂セテ議員ノ任期間之ヲ保存スヘシ

第六十一條　削除

第六十二條中「開票」ヲ「選擧會」ニ改ム

第六十三條中「開票所」ヲ「選擧會場」ニ改ム

第七章　削除

第六十四條　削除

第六十五條　削除

第六十六條　削除

第六十七條　削除

第六十八條　削除

第六十九條　削除

第七十條第二項乃至第五項ヲ左ノ如ク改ム

當選人ヲ定ムルニ當リ得票ノ數相同キトキハ年齡ニ依リ年齡同キトキハ抽籤シテ其ノ順位ヲ定

ム
判決ニ依リ當選無効トナリタルトキハ選擧長ハ前二項ノ例ニ依リ更ニ當選人ヲ定ムヘシ

第七十一條　當選人定マリタルトキハ選擧長ハ直ニ其ノ氏名、得票數及選擧人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數其ノ他選擧ノ結果ヲ地方長官ニ報告スヘシ
前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ地方長官ハ直ニ當選人ニ其ノ當選ノ旨ヲ告知スヘシ
當選人ナキトキハ選擧長ハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スヘシ

第七十二條第一項中「選擧長」ヲ「地方長官」ニ改ム

第七十四條第一項ヲ左ノ如ク改ム
當選人其ノ當選ヲ辭シ若ハ死亡シ又ハ當選人ナキトキハ地方長官ハ選擧ノ期日ヲ定メ豫メ之ヲ告示シ更ニ選擧ヲ行ハシムヘシ但シ第七十條第二項ニ依リ當選シタル者其ノ當選ヲ辭シ又ハ死亡シタルトキハ選擧長ハ次ノ順位者ヲ當選人ト定ムヘシ

同條第三項ヲ左ノ如ク改ム
選擧ニ關スル罰則ニ依リ處罰セラレタル結果當選無効トナリタル者アルトキハ地方長官ハ第一項ノ例ニ依リ更ニ選擧ヲ行ハシムヘシ

第七十八條第一項ヲ削リ第二項ヲ左ノ如ク改ム
議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ地方長官ハ内務大臣ノ命ニ依リ其ノ命ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ補闕選擧ヲ行ハシムヘシ

第八十六條中「十圓以上」ヲ削ル

第八十七條　左ノ各號ニ該當スル所爲アル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
一　投票ヲ得ルノ目的ヲ以テ金錢、物品、手形其ノ他財産上ノ利益若ハ公私ノ職務ヲ選擧人又ハ選擧運動者ニ供與シ又ハ供與セムコトヲ申込ミタル者又ハ供與若ハ申込ヲ承諾セムコトヲ周旋勸誘シタル者並供與ヲ受ケ若ハ申込ヲ承諾シタル者
二　投票ヲ得ルノ目的ヲ以テ酒食、遊覽等其ノ方法及名義ノ何タルヲ問ハス人ヲ饗應接待シ又ハ饗應接待ヲ受ケタル者又ハ選擧會場若ハ投票所ニ往復スル爲舟車馬ノ類ヲ供給シ及其ノ供給ヲ受ケタル者又ハ旅費若ハ休泊料ノ類ヲ代辨シ及其ノ代辨ヲ受ケタル者並此等ノ約束ヲ爲シ又ハ約束ヲ受ケタル者
三　投票ヲ得ルノ目的ヲ以テ選擧人ニ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附ノ關係ヲ利用シ選擧人ヲ誘導シタル者及其ノ誘導ニ應シタル者
投票ヲ得セシメ又ハ投票ヲ妨クルノ目的ヲ以テ前項各號ニ該當スル所爲ヲ爲シタル者亦同シ前二項ノ場合ニ於テ其ノ收受シタル物件ハ之ヲ沒收シ既ニ費用シタルモノハ其ノ價ヲ追徵ス

第八十八條中「二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「二年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第八十九條中「二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「二年以下ノ禁錮ニ處ス」ニ改ム

第八十九條ノ二　官吏、吏員ニシテ選擧人ニ對シ其ノ投票セムトシ又ハ投票シタル議員候補者ノ表示ヲ求メタルトキハ二年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十九條ノ三　選擧事務ニ關係アル官吏、吏員故ナクシテ其ノ職務ノ執行ヲ怠リ又ハ職權ヲ濫用シテ選擧ノ自由ヲ妨害シ若ハ偏頗ノ措置ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第九十條第一項中「開票所」ヲ「選擧會場」ニ、「二月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上」ヲ「一年以下ノ禁錮又ハ」ニ、第二項中「ノ罰亦前項ニ同シ」ヲ「ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス」ニ改ム

第九十一條中「開票管理者、」及「、開票所」ヲ削リ「四月以上四年以下ノ輕禁錮ニ處ス」ヲ「四年以下ノ禁錮ニ處ス」ニ改メ第二項ヲ左ノ如ク改ム
多衆聚合シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ刑法第百六條ノ例ニ依リ處斷ス

第九十二條中「開票所、」ヲ削リ「多衆ヲ嘯聚シタル者ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ其ノ情ヲ知テ嘯聚ニ應シ勢ヲ助ケタル者ハ十五日以上三月以下ノ輕禁錮ニ處ス」ヲ「多衆聚合シタル者ハ首魁ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改メ第二項ヲ削ル

第九十三條中「選擧人、議員候補者及選擧運動者ニシテ」ヲ削リ「二年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上」ヲ「二年以下ノ禁錮又ハ」ニ改ム

第九十四條中「、開票所」ヲ削リ「前條ノ例ニ係リ一等ヲ加フ」ヲ「三年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十五條中「十五日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ五圓以上」ヲ「六月以下ノ禁錮又ハ」ニ改ム

第九十七條中「六月以下ノ輕禁錮ニ處シ五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「六月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十八條中「一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「一年以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十九條中「五圓以上」ヲ削ル

第百條中「第九十二條第二項」ヲ削ル

第百六條第一項中「掌ル」ヲ「掌リ町村役場トアルハ戸長役場又ハ之ニ準スヘキモノニ該當ス」ニ改ム

同條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム
郡長ヲ置カサル地ニ於テハ本法ニ規定シタル郡長ノ職務ハ北海道廳支廳長、島司又ハ之ニ準スヘキ者之ヲ掌リ郡役所トアルハ北海道廳支廳、島廳又ハ之ニ準スヘキモノニ該當ス
東京市、京都市、大阪市ノ區及北海道、沖繩縣ノ區ニ於テハ本法中市トアルハ區、市長トアルハ區長、市役所トアルハ區役所ニ該當ス

第百七條中「開票管理者、」ヲ削ル

附　則

本法ハ次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス但シ北海道廳根室支廳管内千島ニ屬スル諸郡及東京府小笠原島ニ付テハ勅令ヲ以テ施行ノ期日ヲ定ム

別表

東京府
議員總數　二十四人

第一區	麹町區 四谷區	一人
第二區	麻布區 赤坂區	一人
第三區	芝區	一人
第四區	京橋區	一人
第五區	日本橋區	一人
第六區	本所區 深川區	三人
第七區	淺草區	二人
第八區	神田區	一人
第九區	下谷區	二人
第十區	本郷區	一人
第十一區	小石川區	一人
第十二區	牛込區	一人
第十三區	八王子市	一人
第十四區	豐多摩郡	一人
第十五區	北豐島郡	一人
第十六區	南足立郡 南葛飾郡	一人
第十七區	荏原郡 伊豆七島	一人
第十八區	南多摩郡	一人
第十九區	西多摩郡	一人
第二十區	北多摩郡	一人

京都府
議員總數　九人

第一區	上京區	二人
第二區	下京區	二人
第三區	愛宕郡 葛野郡 乙訓郡 紀伊郡	一人
第四區	宇治郡 久世郡 綴喜郡 相樂郡	一人
第五區	南桑田郡 北桑田郡 船井郡	一人
第六區	天田郡 何鹿郡 加佐郡	一人
第七區	與謝郡 中郡 竹野郡 熊野郡	一人

大阪府
議員總數　十八人

第一區	西區	三人
第二區	東區	二人
第三區	北區	二人
第四區	南區	三人
第五區	堺市	一人

第六區 西成郡 東成郡 北河内郡 二人
第七區 三島郡 豐能郡 一人
第八區 中河内郡 一人
第九區 南河内郡 一人
第十區 泉北郡 一人
第十一區 泉南郡 一人

神奈川縣 議員總數 九人
第一區 橫濱市 三人
第二區 橫須賀市 一人
第三區 久良岐郡 橘樹郡 都筑郡 一人
第四區 三浦郡 鎌倉郡 一人
第五區 高座郡 愛甲郡 津久井郡 一人
第六區 中郡 一人
第七區 足柄上郡 足柄下郡 一人

兵庫縣 議員總數 十七人
第一區 神戸市 三人
第二區 姫路市 一人
第三區 尼崎市 一人
第四區 武庫郡 川邊郡 有馬郡 二人
第五區 多紀郡 氷上郡 一人
第六區 明石郡 美嚢郡 一人
第七區 加古郡 印南郡 一人
第八區 加東郡 多可郡 加西郡 一人
第九區 飾磨郡 神崎郡 一人
第十區 揖保郡 宍粟郡 赤穗郡 佐用郡 二人
第十一區 城崎郡 美方郡 一人
第十二區 出石郡 養父郡 朝來郡 一人
第十三區 津名郡 三原郡 一人

長崎縣 議員總數 九人
第一區 長崎市 一人
第二區 佐世保市 一人
第三區 西彼杵郡 一人
第四區 東彼杵郡 一人
第五區 北高來郡 南高來郡 二人
第六區 北松浦郡 一人
第七區 南松浦郡 壹岐郡 一人
第八區 對馬 一人

新潟縣 議員總數 十六人
第一區 新潟市 一人
第二區 長岡市 一人
第三區 高田市 一人
第四區 西蒲原郡 一人
第五區 北蒲原郡 東蒲原郡 岩船郡 二人
第六區 中蒲原郡 一人
第七區 南蒲原郡 古志郡 二人
第八區 三島郡 刈羽郡 二人
第九區 北魚沼郡 南魚沼郡 一人
第十區 中魚沼郡 東頸城郡 一人
第十一區 中頸城郡 西頸城郡 二人
第十二區 佐渡 一人

埼玉縣 議員總數 十人
第一區 北足立郡 二人
第二區 入間郡 二人
第三區 比企郡 大里郡 二人
第四區 南埼玉郡 北葛飾郡 二人
第五區 北埼玉郡 一人
第六區 兒玉郡 秩父郡 一人

群馬縣 議員總數 九人
第一區 前橋市 一人
第二區 高崎市 一人
第三區 新田郡 山田郡 邑樂郡 二人
第四區 群馬郡 吾妻郡 碓氷郡 二人
第五區 佐波郡 利根郡 勢多郡 二人
第六區 北甘樂郡 多野郡 一人

千葉縣 議員總數 十人
第一區 千葉郡 市原郡 一人
第二區 印旛郡 一人
第三區 東葛飾郡 一人
第四區 香取郡 一人
第五區 海上郡 匝瑳郡 一人
第六區 山武郡 長生郡 二人
第七區 夷隅郡 一人
第八區 君津郡 一人
第九區 安房郡 一人

茨城縣 議員總數 十人
第一區 水戸市 一人
第二區 東茨城郡 一人
第三區 那珂郡 一人
第四區 久慈郡 多賀郡 一人
第五區 鹿島郡 行方郡 一人
第六區 新治郡 一人
第七區 眞壁郡 西茨城郡 一人
第八區 結城郡 筑波郡 一人
第九區 稻敷郡 北相馬郡 一人
第十區 猿島郡 一人

栃木縣 議員總數 八人
第一區 宇都宮市 一人
第二區 河内郡 芳賀郡 二人
第三區 下都賀郡 一人
第四區 上都賀郡 一人
第五區 安蘇郡 足利郡 一人
第六區 鹽谷郡 那須郡 二人

奈良縣 議員總數 五人
第一區 奈良市 一人
第二區 添上郡 山邊郡 生駒郡 一人
第三區 磯城郡 宇陀郡 一人
第四區 北葛城郡 南葛城郡 高市郡 一人
第五區 宇智郡 吉野郡 一人

三重縣 議員總數 十人
第一區 津市 一人
第二區 四日市市 一人
第三區 宇治山田市 一人
第四區 安濃郡 一志郡 鈴鹿郡 一人
第五區 河藝郡 三重郡 一人
第六區 員辨郡 桑名郡 一人
第七區 飯南郡 多氣郡 一人
第八區 度會郡 志摩郡 北牟婁郡 南牟婁郡 二人
第九區 阿山郡 名賀郡 一人

愛知縣

議員總數 十六人

區	區域	人數
第一區	名古屋市	三人
第二區	豐橋市	一人
第三區	岡崎市	一人
第四區	愛知郡	一人
第五區	東春日井郡 西春日井郡	一人
第六區	丹羽郡 葉栗郡	一人
第七區	中島郡	一人
第八區	海部郡	一人
第九區	知多郡	一人
第十區	碧海郡	一人
第十一區	幡豆郡 額田郡 西加茂郡 東加茂郡	二人
第十二區	北設樂郡 南設樂郡 寶飯郡	一人
第十三區	渥美郡 八名郡	一人

靜岡縣 議員總數 十二人

區	區域	人數
第一區	靜岡市	一人
第二區	濱松市	一人
第三區	安倍郡	一人
第四區	富士郡 庵原郡	一人
第五區	駿東郡	一人
第六區	志太郡	一人
第七區	榛原郡	一人
第八區	小笠郡	一人
第九區	周智郡 磐田郡	一人
第十區	濱名郡 引佐郡	二人
第十一區	賀茂郡 田方郡	一人

山梨縣 議員總數 五人

區	區域	人數
第一區	甲府市	一人
第二區	西山梨郡 東山梨郡 北巨摩郡 中巨摩郡	二人
第三區	東八代郡 西八代郡 南巨摩郡	一人
第四區	南都留郡 北都留郡	一人

滋賀縣 議員總數 六人

區	區域	人數
第一區	大津市	一人
第二區	滋賀郡 高島郡	一人
第三區	甲賀郡 野洲郡 栗太郡	一人
第四區	蒲生郡 神崎郡	一人
第五區	愛知郡 犬上郡	一人
第六區	阪田郡 東淺井郡 伊香郡	一人

岐阜縣 議員總數 九人

區	區域	人數
第一區	岐阜市	一人
第二區	稻葉郡 山縣郡	一人
第三區	羽島郡 海津郡 養老郡	一人
第四區	不破郡 安八郡	一人
第五區	揖斐郡 本巢郡	一人
第六區	武儀郡 郡上郡	一人
第七區	加茂郡 可兒郡	一人
第八區	土岐郡 惠那郡	一人
第九區	大野郡 益田郡 吉城郡	一人

長野縣 議員總數 十二人

區	區域	人數
第一區	長野市	一人
第二區	松本市	一人
第三區	上水內郡	一人
第四區	下水內郡 上高井郡 下高井郡	一人
第五區	更級郡 埴科郡	一人
第六區	小縣郡	一人
第七區	東筑摩郡 西筑摩郡	一人
第八區	南安曇郡 北安曇郡	一人
第九區	南佐久郡 北佐久郡	一人
第十區	諏訪郡	一人
第十一區	上伊那郡	一人
第十二區	下伊那郡	一人

宮城縣 議員總數 七人

區	區域	人數
第一區	仙臺市	一人
第二區	宮城郡 名取郡	一人
第三區	柴田郡 刈田郡 伊具郡 亘理郡	一人
第四區	黑川郡 加美郡 志田郡 遠田郡	一人
第五區	玉造郡 栗原郡	一人
第六區	登米郡 本吉郡	一人
第七區	桃生郡 牡鹿郡	一人

福島縣 議員總數 十一人

區	區域	人數
第一區	福島市	一人
第二區	若松市	一人
第三區	信夫郡 伊達郡	二人
第四區	安達郡 安積郡	一人
第五區	田村郡 石川郡	一人
第六區	岩瀨郡 東白河郡 西白河郡	一人
第七區	南會津郡 北會津郡 大沼郡	一人
第八區	河沼郡 耶麻郡	一人
第九區	石城郡	一人
第十區	雙葉郡 相馬郡	一人

巖手縣 議員總數 七人

區	區域	人數
第一區	盛岡市	一人
第二區	巖手郡 紫波郡	一人
第三區	二戸郡 九戸郡	一人
第四區	下閉伊郡 上閉伊郡	一人
第五區	和賀郡 稗貫郡	一人
第六區	江刺郡 膽澤郡 氣仙郡	一人
第七區	西磐井郡 東磐井郡	一人

青森縣 議員總數 七人

區	區域	人數
第一區	青森市	一人
第二區	弘前市	一人
第三區	南津輕郡	一人
第四區	東津輕郡 上北郡 下北郡	一人
第五區	三戸郡	一人
第六區	中津輕郡 北津輕郡 西津輕郡	二人

山形縣 議員總數 八人

區	區域	人數
第一區	山形市	一人
第二區	米澤市	一人
第三區	南村山郡 東村山郡 西村山郡	二人
第四區	東置賜郡 南置賜郡 西置賜郡	一人
第五區	東田川郡 西田川郡 飽海郡	二人
第六區	最上郡 北村山郡	一人

秋田縣 議員總數 八人

第一區	秋田市	一人
第二區	南秋田郡	一人
第三區	山本郡	一人
第四區	北秋田郡 鹿角郡	一人
第五區	河邊郡 由利郡	一人
第六區	仙北郡	一人
第七區	平鹿郡	一人
第八區	雄勝郡	一人

福井縣 議員總數 五人

第一區	福井市	一人
第二區	足羽郡 大野郡	一人
第三區	吉田郡 坂井郡	一人
第四區	丹生郡 今立郡 南條郡	一人
第五區	敦賀郡 三方郡 遠敷郡 大飯郡	一人

石川縣 議員總數 六人

第一區	金澤市	一人
第二區	石川郡	一人
第三區	能美郡 江沼郡	一人
第四區	河北郡 羽咋郡 鹿島郡	二人
第五區	鳳至郡 珠洲郡	一人

富山縣 議員總數 七人

第一區	富山市	一人
第二區	高岡市	一人
第三區	上新川郡 中新川郡 下新川郡	二人
第四區	婦負郡 東礪波郡 西礪波郡	二人
第五區	射水郡 氷見郡	一人

鳥取縣 議員總數 四人

第一區	鳥取市	一人
第二區	岩美郡 八頭郡	一人
第三區	氣高郡 東伯郡	一人
第四區	西伯郡 日野郡	一人

島根縣 議員總數 七人

第一區	松江市	一人
第二區	八束郡 能義郡	一人
第三區	仁多郡 大原郡 飯石郡 簸川郡	二人
第四區	安濃郡 邇摩郡 邑智郡	一人
第五區	那賀郡 美濃郡 鹿足郡	一人
第六區	隱岐	一人

岡山縣 議員總數 十人

第一區	岡山市	一人
第二區	御津郡 兒島郡	一人
第三區	上道郡 赤磐郡 和氣郡 邑久郡	二人
第四區	都窪郡 吉備郡	一人
第五區	淺口郡 小田郡 後月郡	二人
第六區	川上郡 上房郡 阿哲郡	一人
第七區	眞庭郡 久米郡	一人
第八區	苫田郡 勝田郡 英田郡	一人

廣島縣 議員總數 十四人

第一區	廣島市	一人
第二區	呉市	一人
第三區	福山市	一人
第四區	尾道市	一人
第五區	安藝郡	一人
第六區	佐伯郡	一人
第七區	安佐郡 山縣郡 高田郡	二人
第八區	賀茂郡	一人
第九區	豐田郡	一人
第十區	御調郡 世羅郡	一人
第十一區	雙三郡 比婆郡	一人
第十二區	神石郡 甲奴郡 蘆品郡	一人
第十三區	深安郡 沼隈郡	一人

山口縣 議員總數 九人

第一區	下關市	一人
第二區	吉敷郡	一人
第三區	佐波郡	一人
第四區	美禰郡 厚狹郡	一人
第五區	阿武郡 大津郡	一人
第六區	豐浦郡	一人
第七區	都濃郡	一人
第八區	熊毛郡 大島郡	一人
第九區	玖珂郡	一人

和歌山縣 議員總數 六人

第一區	和歌山市	一人
第二區	海草郡	一人
第三區	那賀郡 伊都郡 有田郡	二人
第四區	日高郡	一人
第五區	西牟婁郡 東牟婁郡	一人

徳島縣 議員總數 六人

第一區	徳島市	一人
第二區	名東郡 勝浦郡	一人
第三區	那賀郡 海部郡	一人
第四區	名西郡 阿波郡 麻植郡	一人
第五區	板野郡	一人
第六區	美馬郡 三好郡	一人

香川縣 議員總數 七人

第一區	高松市	一人
第二區	丸龜市	一人
第三區	香川郡 小豆郡	一人
第四區	大川郡 木田郡	一人
第五區	綾歌郡	一人
第六區	仲多度郡	一人
第七區	三豐郡	一人

愛媛縣 議員總數 九人

第一區	松山市	一人
第二區	温泉郡 伊豫郡	二人
第三區	越智郡 周桑郡	二人
第四區	新居郡 宇摩郡	一人
第五區	上浮穴郡 喜多郡	一人
第六區	東宇和郡 西宇和郡	一人
第七區	北宇和郡 南宇和郡	一人

高知縣 議員總數 六人

第一區	高知市	一人
第二區	土佐郡 吾川郡 長岡郡	二人
第三區	香美郡 安藝郡	一人
第四區	高岡郡	一人
第五區	幡多郡	一人

福岡縣

議員總數　十八人

第一區	福岡市	一人
第二區	久留米市	一人
第三區	門司市	一人
第四區	小倉市	一人
第五區	若松市	一人
第六區	八幡市	一人
第七區	大牟田市	一人
第八區	早良郡 糸島郡	一人
第九區	糟屋郡 宗像郡	一人
第十區	遠賀郡 鞍手郡	一人
第十一區	嘉穗郡	一人
第十二區	筑紫郡 朝倉郡	一人
第十三區	三井郡 浮羽郡	一人
第十四區	三潴郡	一人
第十五區	八女郡	一人
第十六區	山門郡 三池郡	一人
第十七區	企救郡 田川郡	一人
第十八區	京都郡 築上郡	一人

大分縣

議員總數　八人

第一區	大分市	一人
第二區	大分郡	一人
第三區	北海部郡 南海部郡	一人
第四區	大野郡 直入郡	一人
第五區	玖珠郡 日田郡	一人
第六區	西國東郡 東國東郡	一人
第七區	下毛郡 宇佐郡 速見郡	二人

佐賀縣

議員總數　六人

第一區	佐賀市	一人
第二區	佐賀郡	一人
第三區	神埼郡 三養基郡	一人
第四區	小城郡 杵島郡 藤津郡	二人
第五區	東松浦郡 西松浦郡	一人

熊本縣

議員總數　十人

第一區	熊本市	一人
第二區	飽託郡	一人
第三區	玉名郡	一人
第四區	鹿本郡 菊池郡 阿蘇郡	二人
第五區	上益城郡 下益城郡 宇土郡	二人
第六區	八代郡 葦北郡 球磨郡	二人
第七區	天草郡	一人

宮崎縣

議員總數　四人

第一區	宮崎郡 兒湯郡 南那珂郡	二人
第二區	北諸縣郡 西諸縣郡 東諸縣郡	一人
第三區	東臼杵郡 西臼杵郡	一人

鹿兒島縣

議員總數　十人

第一區	鹿兒島市	一人
第二區	鹿兒島郡 揖宿郡	一人
第三區	川邊郡	一人
第四區	日置郡	一人
第五區	薩摩郡 出水郡	二人
第六區	熊毛郡 肝屬郡	一人
第七區	姶良郡 伊佐郡 囎唹郡	二人
第八區	大島	一人

沖繩縣

議員總數　四人

第一區	那覇區	一人
第二區	島尻郡 宮古郡 八重山郡	一人
第三區	首里區 中頭郡	一人
第四區	國頭郡	一人

北海道廳

議員總數　十六人

第一區	札幌區	一人
第二區	小樽區	一人
第三區	函館區	一人
第四區	旭川區	一人
第五區	室蘭區	一人
第六區	札幌支廳管內	一人
第七區	空知支廳管內	二人
第八區	上川支廳管內	一人
第九區	室蘭支廳管內 浦河支廳管內	一人
第十區	根室支廳管內 河西支廳管內 釧路支廳管內	一人
第十一區	宗谷支廳管內 留萌支廳管內	一人
第十二區	網走支廳管內	一人
第十三區	函館支廳管內	一人
第十四區	檜山支廳管內 後志支廳管內	二人

本表ハ少クトモ十年間ハ之ヲ更正セス

〔政府委員法學博士水野錬太郎君登壇〕

○政府委員（法學博士水野錬太郎君）　本案の提出の理由を簡單に說明致します、衆議院議員選擧法中の別表は、明治三十五年の改正以來既に十有餘年を經過致して居るのであります、而して此間に市區の獨立したるものも數多いのであります、又人口も多大の增加をなして居るのであります、是等の狀況に稽へまして、政府は別表を改正するの必要を認めたのであります、而して選擧法の本法に就きましては、尙調査を要する點がありましたが爲めに、今期議會に之を提出することを得ないのであります、唯々別表に就きましては先年特設せられました選擧法調査委員會に於きましても、既に決定せられて居る點でありましたからして、此別表に就きましては幸に成案を得たのであります、仍て今回は別表中の改正案のみを提出することに致した次第であります、どうぞ御審議の上御協贊あらむことを望みます。

○齋藤隆夫君　議長。

○議長（大岡育造君）　齋藤隆夫君、今の質問でありますか。

○齋藤隆夫君　さうであります。

○議長（大岡育造君）　各別の說明を求めて、而して通告順に從て質問は許可致します。

○齋藤隆夫君　通告がありますか。

○議長（大岡育造君）　あります、松田源治君。

〔松田源治君登壇〕

〔拍手起る〕

○松田源治君　本員は衆議院議員選擧法中改正案を提出致しました、其理由を說明致すのであります、衆議院議員選擧法中改正法案は、先日憲政會からも提出されました、又國民黨からも提出されて居るのであります、今日我黨の改正案を是より說明せんとするのであります、而して政府も衆議院議員選擧法中改正法律案の提出を今日爲されましたけれども、唯々別表の改正のみであつて、即ち人口の增加に基く議員の增加のみであると云ふことは、本員頗る遺憾に感ずるのである、即ち他の根本的の改正に及ばないのは、其調査の暇がないと云ふ事が口實でありますけれども、本員は頗る遺憾に感ずる次第であります、我黨の改正の要點は五つある、第一は從來の大選擧區を改正致しまして小選擧區と爲せしこと、第二は選擧權を擴張せしこと、第三は投票を選擧會場に於て混同せずして、各投票所各別に選擧長が之を點檢すると云ふ事であります、それから第四が罰則の改正であります、是が別れて二つになります、一つは八十七條の改正、一つは官吏の不當不法行爲に對する處罰の規定を置いたのであります、第五は人口の增加に基く議員定數の增加であります、其他は小選擧區制にしたる當然の改正として條文を整理して居ります、それから此衆議院議員選擧法は、刑法改正前に制定せられたる法律なるに依り、刑名刑期等に就て、現行の刑法と權衡を取るの必要がありますから、其整理を致したのである、第一に何故に大選擧區を變じて小選擧區と爲せしか、此點を說明致さうと思ふのであります、諸君、小選擧區を變じて大選擧區に致したることは、重大なる理由は二つ

あつたのである、一に小選擧區なれば大人物は選出することが出來ない、即ち人才を選出することが出來ない故に大選擧區とすると云ふ事が一つの目的であつた、一つは小選擧區は少數代表の目的を達することが出來ない、依て之を大選擧區にして、少數代表の目的を達せしむると云ふことが、是が往年小選擧區を大選擧區に變へたる所の主なる理由であります、併し大選擧區を運用致しまして既に十七年、此所期の目的を達することが出來ないのみならず、幾多の弊害を生じて居るので御座います、即ち第一の大選擧區ならば大人物が出る、小選擧區ならば大人物が出ないと云ふことは、事實の上から間違つて居ると云ふことが、立證されて居るのであります、小選擧區の時代にも大人物が出て居る、大選擧區の時代にも出て居る、大選擧區の時代にも所謂大人物、名士は落選して居ります、小選擧區の時代にも、所謂大人物名士は落選して居るのであります、即ち大選擧區で選出されるやうな大人物なれば、小選擧區では無論出られるのである、之を事實の上に於て、此問題は大選擧區であつても、小選　區であつても同一であると云ふことが證明されたのであります、第二は大選擧區は少數代表の制度である、本員も不完全ながら少數代表の制度と認めます、併し完全なる少數代表の制度ではありませぬ、而して之を事實に徵するに小選擧區も矢張完全なる少數代表の制度でありませぬけれども、少數黨は矢張代表されて居る、是も事實に於て證明されて居る、小選擧區の時代に於ては、却て小黨が分裂して居る、多種多樣の人間が議會に議席を占めて居る、時代は違ひましても事實はさうなつて居る、今日も市部に於ては小選擧區であります、市は多種多樣の人間が出て居る、少數黨も多數黨も各黨各派の人が出て居る所を見ましても、大選擧區は少數代表の制度である、小選擧區は絕對に少數代表の制度でないと云ふことは言へないと思ふ、或場合に於て政黨は偏在して居る處もあります、或縣に於ては散在して居る處もあります或郡に於ては憲政會が多數である、或郡に於ては政友會が多數である、或郡に於ては國民黨が多數であると云ふて、小選擧區の下に於ても、不完全ながら今日の大選擧區と同じく、少數の代表と云ふものが出來て居ると云ふことは、理論の上に於ても、事實の上に於ても、私は明かな事と思ふのであります、而して大選擧區は多數を多數に比例して選出することが出來ない、少數を少數に比例して選擧することの出來ない所の惡制度である、諸君も御承知でありませう、或縣で十人選出される大選擧區に於て、政友會が六人、憲政會が四人と云ふ地盤の場合に、憲政會が規律統一節制があつて、政友會が規律統一節制が無かつた時分には、政友會に於て當選したる第一順位、第二順位、第三順位の人が多數の投票を取れば六人出られる所の者は二人は落選し、或は三人落選するやうになる、而して節制あり、規律あり、統一ありたる少數黨は四人出せる所が却つて六人出られると云ふことになつて居るのである、故に縣の投票を見れば六人出した方と、四人出した方と投票總數に於て餘り違ひは無くとも、一方は六人出したに拘らず、一方は四人しか出せない、四人しか出せないのに、六人出したと云ふ結果が生じまして、全國に於て投票は勝つて居つても、當選の人は却て勝つてないと云ふやうな奇現象を生ずるではありませぬか、又少數黨の場合にもさうである、少數黨が三人出せる地盤を有つて居るのに、此少數黨が統一、規律、節制が紊れて居れば、或は一人しか出せぬ、二人は落選すると云ふやうな結果を生ずるのであります、仍て各國に於きまして、比例代表の制度が研究されて居るのであります、賢明なる諸君の前に於きまして、外國の例を引くことは甚だ恐縮でありますけれども、矢張此選擧區の制度は外國から來て居るのでありますから、暫くの間淸聽を汚すのであります、即ち大選擧區では多數に比例して、多數を出すことが出來ず、少數に比例して少數を出すことが出來ないと云ふ缺點がある爲に、之を改正して比例代表の制度を採用しやうと云ふ議論が熾んになつて來て居るのであります、即ち佛蘭西に於ても之を採用しかゝつたのでありますけれども、議會に於て敗れて今日迄採用が出來て居ない、英國等に於きましても、千九百八年に「ローヤル、コンミッチー」を設けまして――勅令に依る委員を設けまして、此制度を愼重に硏究せしめましたけれども、此比例代表の制度は單純明確と云ふ所の、選擧に於て最も尊ぶべき點が單純明確でなくて、却て混雜を生ずるから英國の下院の總選擧には直ちに應用することが出來ないと云ふ結論になつて居るのであります、即ち比例代表の制度は、諸君も御承知の通り投票をするに付て、投票用紙に一二三四五六七と云ふやうな番號を書いて、投票讓渡の法を指定して、其投票讓渡に付ては選擧長が之を計算して、其投票讓渡の順位に於て幸不幸が出來るのでありまして、頗る混雜したる制度であります、政黨の發達したる國に於ても、容易に是は採用することが出來ないのである、況や日本の如き政黨が發達しない處に、政黨を基礎とする所の比例代表の制度を設けた時分に於ては、投票を讓渡す所の方法計算の方法等に一大混雜を生じまして、單純明確と云ふ選擧に最も尊ぶものが即ち比例代表の制度に於て期すること出來ず、即ち所期せる理想の結果を生ずることが出來ないことは當然のことであるのであります、即ち小國の白耳義とか、瑞西とか云ふ處は比例代表を採つて居ります、英領の「タスマニヤ」と云ふ處に於ても、比例代表の制度を採つて居ります、愛蘭の自治案が行はるれば、愛蘭の國會には此比例代表の制度を採りますけれども、未だ大國に於て比例代表の制度を採つて居る國は、今日は一箇所もないのでございます、且つ各國の制度を見ますれば、大選擧區單記と云ふ國はありませぬ、日本のみであります、佛蘭西の如きは諸君も御承知の通り、千八百八十五年に小選擧區を變じて大選擧區としました、併し直に其弊害が起つたものであるから、其弊害に堪へずして、五年も經たない內、千八百八十九年には之を小選擧區に變更して現今は小選　區であります、其他何處でも大國は小選擧區であります、小選擧區を採るか、或は比例代表を採るかと云ふ此二つのみである、大選擧區で單記と云ふ制度は日本一國しか無いのであります、併し外國に無くても日本にあつて差支ありませぬけれども、此立憲國に於て選擧の制度の如きは、外國の制度も參考に供することが出來ると本員は考へるのであります、即ち大選擧區と云ふものは種々の弊害に堪へないのである、故に各國の如く比例代表の制度に直すか、或は小選擧區に變へるか、此二つしかない、然るに比例代表の制度は、其制度が混雜を來して、到底所期の目的を日本に於ては達することが出來ない以上は、各國に共通なる小選擧區制度に更へると云ふことは當然なる結論と本員は考へるのであります（拍手起る）それから大選擧區は一般に選擧費用が澤山掛ります、小選擧區でも選擧費用が澤山掛ることもあります、併し原則として論ずれば、大選擧區と云ふものは小選擧區に比して選擧費用が澤山掛ると云ふことは當然であらうと思ふ、選擧費用を少なくすると云ふことは、立憲政治においても最も私は考へなければならぬことゝ思ふのである、故に費用の點に於ても大選擧區を變じて、小選擧區とすることは適當であらうと思ふ、それから小選擧區になれば、選擧民と候補者と密着なる關係が生ずる故に選擧民は議員候補者の人格、閱歷、經驗等を信賴して、能く候補者の人物を承知して投票を入れるのであります、大選擧區は之を期することは出來ないのであります、即ち小選擧區ならば世の空論的政治家、煽動的政治家を容易に選出すると云ふことはないのであります、此點に於て小選擧區は大選擧區に優つて居るのであります、それから小選擧區になれば政見を選擧民に徹底せしむることが出來ます、何回も演說する事が出來るのである、依て私はどう云ふ政見を以て議會に立つと云ふことを、選擧區民に徹底的に明かにすることが出來る、大選擧區では是は容易に出來ないのである、政見を選擧區民に徹底せしむると云ふ事は、立憲政治に於て私は最も望むべきことゝ思ひます、之が爲に立憲政治が發達しまして、選擧區民をして政治上の訓練をせしめますから政見の徹底と云ふ事は、立憲政治に於て最も尊ぶべき事と考へるのであります、是が小選擧區の又利益ある點であります、それから大選擧區に致しますれば、同士相爭ひ同士相侵し、一黨派の人で以て選擧競爭を致し同士の點を侵し、同士の點を取る、是で立憲政治がどうして圓滿に發達しますか、政黨政治がどうして圓滿に發達致しますか、同士間に競爭して同士間に陷擠して、是で立憲政治の發達を期すると云ふ事は餘程六け敷いことであらうと、本員は斷定致すのであります、小選擧區になれば此點も無くなるのである、即ち政黨政治を發達して、地盤を鞏固にして、憲法政治の圓滿の發達を期すると云ふことは、私は小選擧區に限ると思ふ、又國民をして如何に代表せしむるかと云ふことも、是は考へなければならぬことであります、併し政府をして如何に政治せしむるかと云ふことは、立憲政治では考へなければならぬことであります、即ち立憲國に於ける政府は、基礎の鞏固なる多數の政黨に依て維持されて居る政府でなければ、徹底的に強硬なる政策を斷行することが出來ないと云ふことは、理論に於

ては無論の話、事實に於ても明かに例證されて居る點であると思ふのであります（拍手起る）又補缺選擧の如き事に至つては、是は諸君に於ても論はありますまい、大選擧區に於ては全縣を騷がし無益なる所の競爭を爲し、一縣を混亂に陷らしめて、實に補缺選擧に於ては其弊に堪へないではありませぬか、此の如く大選擧區は、大選擧區に改正した時分に所期したる所の目的を達することが出來ずして、幾多の弊害を生じたのであります、依て我黨は大選擧區を、變じて小選擧區に改正致したのであります、併し以前の小選擧區とは違ひます、以前に於ては被選擧人が選擧人と同じく種々の制限がありました、其小選擧區の土地に住居して居らなければならぬ、或は納税しなければならぬ、斯う云ふ制限がありましたけれども、今日は東京に住居して居らうが、納税せざるものであらうが、被選擧人は無制限でありますからして、尙更以前の小選擧區よりも其効果が擧るであらうと私は考へるのであります、是が大選擧區を變じて小選擧區と爲したる所の大要であります第二は選擧權の擴張であります、是は國民黨の諸君からも提案になりまして、選擧人の納税額を三圓と低下致しました、是も一つの理想でありませう、敬意を表します、又憲政黨の諸君からも我黨と同じく納税資格を五圓に低下致したのである、我黨も矢張納税資格十圓を五圓に低下致したのである、選擧權の擴張と云ふことは、衆議院各派各黨の一致の希望である、是は當然の事であります、立憲政治に於きましては、國民の多數と共に總ての政治を爲すと云ふことは、是は動かすべからざる鐵則なりと本員は信じ致すのであります、併し我黨から出した所の案は國民黨から出したる中學校以上の卒業生に選擧權を與へる、憲政會でも其案が出て居つたやうである是は我黨の案にはありませぬ、中學校以上の卒業者に選擧權を與へると云ふ提案も、確かに一種の理想であります、本員は敢て絕對に反對する譯ではない併し日本の法制の立て方を見ますれば、納税資格即ち納税義務と參政權と云ふものは相對して居る、憲法に於ても精神はさう見えます、又市町村の公民權も納税の資格が根本になつて居ります、地租を納め又は直接國税を二圓納める者、郡會議員の選擧權に於きましても、直接國税が三圓である、縣會議員の選擧權に於きましても直接國税三圓であります、即ち納税の義務と參政權は相對して居るのである、斯る法制を根本的に整理して、而して後に是は解決すべきものではなからうかと思ふ、又歐羅巴等に於きましても、英國の如きは普通選擧に近いけれども、矢張財産上の制限があるのであります、而して教育階級には今日選擧權を與へて居りませぬ、或る小國に於ては教育階級の人に選擧權を與へて居るけれども、此場合は教育階級即ち中學校を卒業した爲に一票を持つ、税を納める爲に一票を持つ、此二つの資格を合併して居る者には二票を與へて居る、是でなければ理論が貫徹致しませぬ、斯る疑問もありますから、其解決は法制の整理と共に後年に讓ることを我黨は適當なりと考へたのであります、其次が即ち先程申したやうに、各投票所の投票を選擧會に於て選擧長が各別に點檢する、一體記名投票が宜しいか無記名投票が宜しいかと云ふことは是は大變な問題であります、一利一害である、併し日本の法制は今日は無記名制であります、併し無記名制にも隨分弊害がある、責任を重んじない――政治道德を重んじないと云ふ弊害がありますから、此弊害を幾分にても矯正することが出來れば本員は滿足致すのである故に縣會議員の選擧と同じく、各投票所の投票を選擧會場に於て混同せずして各別に點檢することになれば、無記名制に伴ふ弊害が幾分矯正せらるゝことゝ思つて、本員は此の提案を爲した所以であります（拍手起る）それから次が罰則八十七條の改正であります、是は重要なる改正であります、現行の八十七條程曖昧にして不完全なる文字を用ひて居るものはありませぬ、申せば悉く司法官の認定と言つても宜しいのである、或は選擧の前後を問はず、選擧に關して其他の利益、其他の利害關係を裁判官の見やうに據れば、選擧に關して或事をすれば、如何なる事でも處罰することが出來る、斯う云ふ曖昧なる所の文字を臚列して居るのであります、八十七條の第一號は諸君も御承知の通り、選擧に關して金錢物品手形其他の利益を供與し、其約束等を爲す場合であります、それから第二號は饗應、接待、旅費、宿泊料の代辨、車馬の供給、第三號は選擧人及選擧人に關係ある社寺、學校、組合、市町村の用水、小作債權、寄附等の利害關係を利用して之を誘導する場合斯う云ふのである、然るに選擧に關しと云ふことになつて居りますから、投票の自由公正を害せない場合でも、今日罰して居るのである、選擧に於ては投票の自由公正を害しなければ、處罰する必要はないのであります、依て吾々は選擧に關しと云ふことを投票を得るの目的、投票を得せしむるの目的、又は投票を妨げるの目的に限定致したのであります、是以外に不正の場合を罰する必要はない、投票を得せしむるの目的、投票を得るの目的、投票を妨げるの目的に限定すれば、選擧の前後を問はずと云ふことは、無論削除しなければならぬ、直接關接と云ふ事も隨分曖昧な規定である、故に「直接間接」と云ふ文字を削りました、間接と云ふと教唆罪になるから教唆罪にて罰し其他は罰する必要はありませぬ、其他「金錢物品手形其ノ他」と云ふ事は前文を承けて財産上の利益に限られたものと本員は確信するのでありますけれども、司法裁判所に於ては是と異りたる解釋を爲して居る、故に「其他ノ利益」と云ふのを「其他財産上ノ利益」と斯う限定致しました、それから第三號に「用水小作寄附債權其他利害ノ關係ヲ利用シ選擧人ヲ誘導シタル者及其誘導ニ應シタル者」とあります、此「其他利害關係」と云ふ事は、隨分曖昧な文字でありまして、之を比附援引すれば如何なる場合でも罰する事が出來るのであります、例へば自己の義務ある債務を履行して罰せられた人もある、故に斯る曖昧なる「其ノ他利害ノ關係」と云ふ司法官の認定に依て、如何なる場合に於ても罰せられるやうな事は、之を削除する必要があるとしまして、八十七條の規定を極く局限的にして投票の自由公正を紊り、投票の自由公正を害せない以上は、罰する必要がないと云ふことにしたのであります、是が八十七條の改正の眼目であります、諸君、司法部と立法部と共々相對して獨立して居らなければならぬのであります、吾々議員は立法部ではありませぬ、立法部を形造る一員であります、併し立法部を形造る一員に向つて、此選擧法八十七條に曖昧な不完全な文字があり、司法官の認定に委する爲に、間接には立法部の獨立を害するやうになりはせぬかと云ふことを本員は惧るゝのであります、故に司法部と立法部と互に相對抗して獨立せしむる爲に、八十七條は極く局限的にして其文字を明かにし、司法部から侵すべからざる範圍を此に確定して置く必要がある爲めに、此改正を爲した所以であります、次は官吏の不當不法行爲に對する處罰規定であります、立憲政治が稍々進步したる今日官吏の干涉に對して處罰規定を設くると云ふことは本員は、立憲國に於て頗る遺憾に感ずる次第であります、併し大正四年の選擧を見れば、未だ日本に於ては官權萬能である官吏の不當不法の處置に向つて、刑罰的の規定を以つて臨まなければ、選擧界と云ふものが種々の弊害を生ずると云ふことを本員は實驗致しました、故に二つの條文を規定したのである、一は官吏員が議員候補者の表示を求めたる時分には、二年以下の禁錮又は二百圓以下の罰金に處す、警察官等が個々別々に訪問して、お前は誰に入れるかと云ふ事を聞くことが、是が選擧干涉の端緒である、而して投票の自由公正を紊るものであります、故に官吏公吏が選擧人に就て其投票せんとする、或は其投票したる議員候補者の表示を求めたる場合には、之を處罰する規定を設けるのが私は當然の事であると考へます、又一は憲政會の提出された案と大同小異であります「選擧事務ニ關係アル官吏、吏員故ナクシテ其ノ職務ノ執行ヲ怠リ又ハ職權ヲ濫用シテ選擧ノ自由ヲ妨害シ若クハ偏頗ノ措置ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス」斯う云ふ概括的の規定を設けまして、選擧界に於て最も弊害ある所の官吏吏員の干涉を根絕する事に、吾々は大に努めなければならぬと斷定致すのであります（拍手起る）次に改正を加へた點に對しては是は說明するの必要はありませぬ是は議員の增加即ち人口の增加に基く議員の增加であります我黨に於ては全部で以て四百四十四名、現行の議員定數に比較して六十三名の增加であります、是が我黨より提出したる所の衆議院議員選擧法改正案の理由の大要であります、諸君、立憲政治は議院政治でなければならぬ、政黨政治でなければならぬと云ふことは本員茲に喋々の辯を要しませぬ、即ち立憲政治を完全にし、政黨の基礎を鞏固にして、政黨の發達を期すると云ふ事が、是れ議院政治の要諦なりと考へるのであります（拍手起る）之を期するに付ては種々原因もありませう、併し衆議院議員選擧法を改正すると云ふ事が、其主たる原因であると私は考へるのであります（拍手起る）本期の議會に於て、各黨各派の諸君が熱心に此衆議院議員選擧法の改正を爲さんとすることは、本員の頗る同意する所でありまして、本期の議會に於て、衆議院議員選擧法改正案の成案を得て、是非貴衆兩院を通過せしめたい

事は、本員の滿腔の熱誠を以て希望する所であります、どうか本員は本案の愼重審査を希望して此壇を降る所以であります（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 萩亮君。

〔萩亮君登壇〕

〔拍手起る〕

○萩亮君 諸君、本員は政府の提案に係る衆議院議員選擧法中改正案に付いて二三の質疑を試みんとする者である、第一に此選擧法は各黨各派から出て居りまするが、吾々も賛成の一人として既に提案して居るのでありまするが、本員論旨を進むる點に於て或は多少其提案に觸るゝ點があるかも知れませぬ、此點は一應御斷りを致して置きます、政府の提出せられました改正案なるものは、單に別表に止まるのであります、それで本員が質問を政府に試みんとする點は、專ら此別表のみに止めんと欲するのである併ながら其前に唯々要點を摘んで政府の所見を叩いて置きます、政府が選擧法を改正するに當つて、此選擧法の內容に少しも立入ることなく、單に別表のみを改正せらるゝと云ふのは、どう云ふ御精神であるのであるか、政府は現今の選擧法を以て完全無缺なりとせらるゝのであるか、此點に付いて二三伺ひます、選擧權の擴張に付いては殆ど我國の輿論である然るに、此の點に付いて政府が毫末も思慮しないと云ふのは、抑々如何なる考であるか、之を一點伺つて置きます、第二に政府は現行の選擧法手續と云ふものは少しも缺點のないものと信ぜらるゝのであるか、現に近く千葉縣の安房郡に於て、一村の過失の爲に一郡の選擧をやり直して、大騷動を致したことが目前に橫はつて居るのである、斯かる事例を見ながら之を看過せらるゝと云ふのは、吾々はどうしても政府の意の在る所を知るに苦むのである、殊に我黨が提案に係る町村別に開票するが如き事は、兎にも角にも政府が努めて之を修正して提案せられなければならぬ焦眉の急であると信じて居るのである、然るに毫も此等の點に指を染められぬと云ふのは、甚だ其意を得ないのであります、其他選擧の取締或は罰則の改正等の如き、唯今我黨の松田源治君より說明せられました所に依てもどうしても是は直した方が適當であると云ふことは、萬人の疑はぬ所である、聞く所に依れば政府は現に貴族院に貴族院令の改正案と云ふものを提案せられたと云ふことである此貴族院令の改正案なるものは、詰り議員の增加である、そこで衆議院にも此別表を改正して、貴族院同樣に增員をしなければ其權衡を得ない、斯う云ふやうな御見地から、單に貴族院の御附合に、此選擧法の別表改正案と云ふものを御提出になつたのではないかと疑ふのである、若し斯の如きものであるとしますれば、政府の提案せられる選擧法の改正案と云ふものは、實に本員は其誠意を缺くものでないかと存ずるのであります、此點を御尋致して置きますそれから第三に是が本員の質問せんとする主要の點である、それは選擧權の普及公平、斯う云ふ問題であります、此選擧權の普及詰り普通選擧と云ふことは、要するに此選擧法の終局の目的である、語を換へて言へば、理想的の目的であらうと吾々は信じて居る、併しながら此點に付ては要するに選擧資格と云ふ問題になるのであります、併し此選擧資格の事に就ては、固より一朝にして總て之を普通選擧にすると云ふことは我國の國情又今日の狀態に於て、是は許すべき事ではありますまい、漸を以て其目的を達せしむる法案を提出せらるゝと云ふのが相當であらうと信じますから、此點に付て吾々は既に提案して居るのであるから深く論じませぬ、次に本員の言はんと欲する所は、選擧區制である、併ながら大選擧區とか、小選擧區とか、さう云ふ意味合ではありませぬ、是は既に吾々は信ずる所に依て提案して居るのであつて、政府若くは他の黨派の諸君と見解を既に異にして居るのでありますから、自から此等の點に付ては審議せらるゝ諸君があらうと存じます、本員が區制と申しますのは、現今の選擧法は郡部と市部とに之を別つてあるのである、本員が問はんとする所は此點である、元來我國の現行の選擧法が改正せられました場合に當つて、當時市部と郡部とを別たれた所以のものは、恐らく當時商工商業者を代表する議員が甚だ少ない、獨り郡村より出でたる農民黨が多い、是は甚だ權衡を失するから、どうしても商工業者を代表せしむる途を開かなければならぬ是が主もなる目的であつたらうと私は想像して居るのである、それで此點に付きまして衆議院要覽と云ふ配付せられました本に據て調べて見ますと、明治二十三年に初めて實行せられました此選擧法當時、其當時の議員は三百人である、其の中に純粹の農民黨所謂農と云ふ職業を持つて居る議員が百二十九人あつたのである　さうして商と云ふものは僅かに十九人、全く權衡を失して居たのであるから、第七回の總選擧より實行せられたのが、即ち現今の選擧法である、其の場合に方つて市の獨立と云ふ事を認めて、玆に商工家の代表者を出さうと云ふことにせられたのは、當時の措置としては寔に適當な事であると本員は信じて居る、然るに其後我國の狀態も非常に變遷を經まして、商工業が長足の進步をなして居るのである。

〔此時議長大岡育造君退席副議長濱田國松君著席〕

○萩亮君 現今の狀態を見ますると、三百八十一名の人員中僅かに此農と云ふものは八十一名しかないのである、郡部より選出せられたる議員諸君でも、多くは銀行員とか、會社員とか、取締役と云ふやうな肩書を持つて居らるゝ人が殆ど多い、今日は主客顚倒して商工業者が非常に多數になつて居るのである、斯かる場合に僅に三萬の市を獨立選擧區として之を承認する必要が何處にあるのであるか、郡部は十三萬を持たなければ、一人の代議士を選出する事が出來ぬのである、然るに獨り小さな市は三萬あれば既に代議士を選出し得る權能を持つて居るのである、選擧權と云ふ事に付ては、普通選擧たるべし、階級を附けるのはいかぬと云ふ事に付ては、世論は囂々として之を唱へて居るのでありますが、其與へられたる選擧權を最も公平に、最も同じ効力に使用すると云ふ點に付ては、餘り其の議論を聽かぬのであります、私の言ふ事は分り兼ねるかも知れませぬが、市の選擧權は――選擧人が一人で有する選擧權は、郡部の四人乃至四人半に當るのである、同一の選擧權を持つて居りながら、郡部の有權者と云ふものは、市の四分の一に及ばないのである、斯の如き點に於て非常に此選擧權の効力の上に於て、非常な不公平を生じて居るのではないかそこで政府は此點に付て考慮を費されたのであるかどうか、之を御聞きしたのであります、それで尙ほ其點に付て申上げますが、第三と牽聯して申しまするが、政府は別表に「本表ハ十年間之ヲ更正セス」と云ふ下に將來十年の期間が經過して改正をする場合に當つても、議員の數は四百五十名を超ゆる事が出來ぬと云ふ規定をして居られる是は一體斯う云ふ立法例と云ふものが世の中にあるものであるかどうか本員は知りませぬが是は容易ならぬ規定である、十年後になりますると云ふと我國民も一年間に六七十萬位增加して行くと云ふ事になると云ふと此人口は非常に增加する又市に於ては獨立市が二十や三十出來るであらうと考へるさうすると云ふと、此場合に於て選擧權を如何に按排せられる精神であるか僅にもう此政府の提案が通過するとしますれば、餘す所の人員は僅に十二名である、此十二名を其獨立市或は郡部の人口の增加したものに付て、如何なる按排をせらるゝ御用意であるのであるか之を伺ひたいのである、それで本員の考へる所には今回の選擧に當つて、是は宜しく此點に考慮を致すべき問題ではないかと考へるのであります、今回より或は今後の獨立市には五萬以上でないといかぬ、或は七萬以上でなければ許さぬと云ふやうな、一方の制限を加へると同時に、從來許して居るのを、之を私は無理に剝奪しやうと云ふのではありませぬ併ながら既に郡部と市部とは非常な權衡を失して居るのであるから、今日の改正の場合に當つて、此十年後に非常な混雜を生ぜぬやうに用意をせらるると云ふことが、詰り爲政家の努むべき道ぢやないかと考へます、依て是丈の質問を致しまして、本壇を降ります（拍手起る）

○副議長（濱田國松君） 高木正年君。

○政府委員（法學博士水野錬太郎君） 議長。

○副議長（濱田國松君） 高木さん一寸御待ち下さい

〔政府委員法學博士水野錬太郎君登壇〕

○政府委員（法學博士水野錬太郎君） 萩君の御質問に對して御答致します、萩君の御質問の要點は、先づ第一に此度政府は別表のみの改正を提出したのであるが、本法に於ては何等の變更を加へて居らない現に必要として居る選擧權の問題の如き、選擧區の問題の如き、若くは取締に關する罰則の規定の如き今日之が改正の必要を認めて居るのではないか、それにも拘はらず是等に少しも手を觸れずして、別表のみを改正したのは如何なる理由であるか斯う云ふのが第一點の御問であります、寔に御尤な御問でありまして、選擧法を改正する以上は、選擧區の問題選擧權の問題に觸れざると云ふ事は、是は寔に遺憾とする所であるのであります、併ながら選擧なるものは申す迄もなく、憲法附屬の法律でありまして、是が改廢に付きましては、愼重の調査研究を爲さねばならぬと云ふことは、是は言ふ迄もない事なので

ありまず、殊に此選擧區制の問題並に選擧權の問題に付きましては、是亦特に注意を要することなのであります、其規定の如何に依りましては、議員の選擧並に選擧界の狀勢に至大なる影響を來すのでありますからして、此事に付きましては政府と致しましても、亦議會と致しましても、愼重の調査を爲さねばならぬのであります、而して此事に付きましては申す迄もなく、多年の硏究を爲して居るのであります、併ながら現政府と致しまして、選擧法を改正するに至りまして、隨分愼重の調査をしたのであります、併ながら選擧權を如何なる程度まで擴張すべきや、又擴張する事が今日の時勢に必要なるや、選擧區の問題は大小何れを採るべきか、將た折衷して中選擧區制なるものを採るべきかと云ふやうな事に付きましては、是は種々の議論もあり、種々の攻究を要する事もあり、さう云ふやうな次第でありまして本議會に成案を得るに至らなかつたのであります、此點は甚だ遺憾と思ふが、事實さう云ふ次第でありましたからして、此選擧法の內容に付きまして、改正を爲すことを得なかつたのは遺憾ではありまするが、さう云ふ次第であつたのであります、尙ほ罰則其他の規定に付きましても、是は改正する事を要する點が多々ありと信ずるのであります、併ながら是等も亦選擧區の事と選擧權の事に關するにあらざれば是が改廢を企てることが出來ませぬから之等の事は他日に讓りまして今回は之を提出する事にならなかつたのであります、申す迄もなく選擧法の改正は議會開設以來僅に一回の改正を經たのみであります而して此度若し之を改正すると申しますれば、第二回になるのであります、此改正に付きましては御互に愼重な硏究を遂げたい、斯う云ふ趣旨を以ちまして、政府と致しましては此本法の改廢に付きましては、確定したる成案を得るに至らなかつたのであります、然るに此別表に付きましては是は殆ど硏究を盡したのであります、既に選擧法調査會に於きましても、別表の改正案に付ては何等の異議が無かつたのであります、それから別表の事に付きましては、嘗て本院を通過した事もあるのであります、此れ等の事情と又市區の獨立したると云ふ事も數多いのであります、又人口の增加も非常に殖えて居るのでありますから、是は選擧法の本案に立入らずとも少なくも別表を改正するのは、現時の狀況に於て必要なりと認めましたが爲に、此點から申しまして別表のみの改正案を提出するに至つた次第であります、第二の御問と致しまして、能く明確には分りませぬでしたけれども選擧者資格の事云々と云ふやうな御尋でありまして其中に普通選擧と云ふやうな御言葉を御用ひになつて居つたのでありますが、普通選擧はどう云ふ風にするかと云ふやうな御問かとも考へたのでありますが、是は重大なる問題であります、而して今日尙ほ普通選擧を行ふの時機にあらずと認めますそれから次には郡部市部の事に關しての御問でありまして、郡部より選出せらるゝ議員は人口十三萬に付て一人の比例である、然るに市部は三萬以上になれば獨立選擧區となつて一人を選出すると云ふ現行制度である、其結果として所謂農民代表者の數が少なくして、商工業代表者の數が多くなると云ふ實情を呈して居る、是は不權衡ではないか、此點に對して政府は如何なる所見を持つて居るか、斯う云ふ御問と解釋致しました、此點は實は今日初めて起る議論ではないのであります數年――十數年前より此議論が起りまして、御承知の如くに我國の選擧法は當初に於きましては、郡部市部の區別を認めて居らなかつたのであります、然るに明治三十二年に提案せられました政府案に於きまして、所謂市部の獨立を認めたのであります、其趣旨は特に諸君の御承知の如く、郡部と市部を分たざるに於ては、市部を代表する――言葉を換へて言へば、商工業を代表する議員が入れないからして、外國の例にあるが如く、市部も獨立も認めやうではないか、斯う云ふ趣旨に於きまして、明治三十二年の提案――三十三年より施行せられました現行法に於きまして、所謂市部郡部の區別を爲すに至つたのであります、而して其當時に於ても、此改正案に付て各種の論議があつたと云ふことは、皆樣の御承知の通りであります、殊に市部の人口に付きましては、三萬以上の市から一人出すと云ふ事に付きまして、それは權衡を得ない、少くも五萬以上でなければならぬ、八萬以上でなければならぬと言つて其間に於て各種の議論があり、而も衆議院と貴族院と其見解を異にしたと云ふ事も諸君御承知の通りであります、而して兩院の決議はどうなつたかと申しますと、終局は現行法の通り三萬以上の市は獨立して一選擧區を成す、即ち其市部からして一人の議員を選出すると云ふ現行法の規定となつたのであります、斯の如き沿革を有して居るのであります、併ながら果して郡部市部の區別を爲すが適當であるか否やと云ふ事は、是は亦硏究を要する事であらうと思ふのであります、併ながら今日迄の實行した結果に依りまするど云ふと先づ政府に於きましては現時の趨勢に於きましては、此制度を以て適當なりと考へて居るのであります、併ながら此制度が永遠に眞理のある制度とは考へませぬが選擧の如きは其時の狀勢と其時の經濟上の狀況とに鑑みて、改廢をしなければならぬものであります、併ながら我今日の狀勢に於きましては、此制度を適當と考へて居りますからして、明治三十三年以來の現行法の趣意を踏襲した次第であります、次には此度の別表の中に「議員ノ數ハ四百五十人ヲ超ユルコトヲ得ス」と云ふ規定がある、此規定に付ての御尋である、斯の如き立法例があるか如何であるか四百五十人とするに付て、將來人口の增加した場合に於て支障を來すではないかと云ふ御尋でありますが、是は立法でありますから、如何なる立法も出來るのであります、併し此立法例たる決して今日初めて起つた例ではないのであります、明治四十五年に衆議院議員選擧法を提出した其案にも、四百五十人とあるのであります、それは人口十三萬に付て一人、市區は總て一人を出すと云ふやうな制度を確立致しますれば人口の增加と云ふものは、年々殖えるのでありますから議員の數は底止する所を知らない或程度を以て議員數と云ふ事を極めると云ふ事は、是は必要な事であらう斯う云ふ事であつた、是が四百五十人が適當であるか、五百人が適當であるか、是は十分なる攻究を要する事でありまして即ち明治四十五年に提出致しました時に於きましても、亦今日に於きましても、此程度を以て適當なりと考へて居るのであります、外國の選擧法を見ましても、多くは選擧法に其定員を掲げてあります、其定員は人口に比例致しまして、種々の違はありまするけれども、我國の現狀に於きましては、此位の數を以て適當なりと信じて居つたのであります、但し人口が增加致しますと十三萬人に付き一人、若くは市區より一人を出すと云ふ其數には變更を加へなければならぬ、でありますから將來人口が非常に增しました曉に於きましては、人口十三萬と云ふ標準を十四萬人とするか、十五萬人とするか乃至は市區に於ても五萬以上とするか、八萬以上とするかと云ふ事に付ては變更を加へなければならぬ事であらうと思ひます、併ながら大體の數と致しましては、四百五十人と云ふ事を以て限定して、而も之を以て議〻建築、其他の參考資料とする事が必要であらう、斯う云ふ趣旨を以ちまして、四百五十人と云ふ事に、我國の議員數を極めたのであります、斯う云ふ趣旨を以ちまして四百五十人と致したのであります、是は必ずしも本年初めて出た所の立法例ではないのであります、大體是丈の御答をして置きます。

○高木正年君　議長。

○副議長（濱田國松君）　高木正年君。

〔高木正年君登壇〕

〔拍手起る〕

○高木正年君　極めて短い質問でありまするが、私は今日喉を惡るく致して居りますので、議席からでは徹底致しませぬ、爲に登壇をしたのでありますから、少しの間御忍びを願ひたうございます（「謹聽」と呼ふ者あり）私は政府提出の選擧區の改正案に付きまして、本案審査の爲に政府の意の在る所を質して置きたいと思ふのであります、選擧法の改正は必ず選擧の進歩を意味すると云ふ事が、改正の第一要項のやうに考へて居るのであります、始めて二十三年に國會を開設せられた當時に當りまして、憲法附屬の法律として、選擧法の制定せられた當時に在ては、選擧權の資格の程度に付きましても、未だ我國に經驗なきことでありますから、努めて消極に局限して、國民に選擧權を與へると云ふことは、當時に於ては誠に無理からぬことゝ私は思ふのでありますが、併ながら元來　明治天皇が憲法を發布せられ、國民に參政の權利を與へ給ひし御趣意の上から申しますれば、當時制定せられたる法律上の資格なるものに付ては、必ずしも滿足すべき性質のものでないと云ふことは、初から考へ居らるゝ筈であらうと思ふのであります、尙ほ時の進むに從ひ文化の及ぼす程度に於て、益々之を進歩發達せしむると云ふ事が憲法制定の當時に於て業に已に此事が明かに國民に示されて居ると云ふことは、憲法發布の御詔勅を讀んで見ても、又憲法發布を生みたりと稱せらるゝ所の五條の御誓文の一二個條を讀んで見ても、明かに此事は了解されるのであります、是を以て第二次の選擧法の改正には十五圓を十圓に切下げ、殊に成る

べく國民の投票をして無効の投票たらしめざらむことを欲するが爲めに、小選擧區制を改めて大選擧區制と更へると云ふが如き、確に一段の進歩を爲して居るのであります、然るに今回の政府提出の選擧法の改正案は、國民の増加したる其數に應じて代表者即ち衆議院議員の定員を増加したるは宜しうございます、併ながら此増加したと云ふ事が、一方に於て選擧權を擴張し、所謂選擧人の増加に伴うて議員數の増加すると云ふことならば、洵に此間に於て意味が能く徹底せらるゝのであります、所が今回の改正案を見ますと、從來三百八十一人なりし者を四百三十八人に増加して居る此間五十七人の増加をして居るに拘らず、此増加した所の所謂議員は何れの階級に分配して代表者となすかと云ふと、要するに現行法に規定せられたる所の直接國税十圓以上の選擧人に、此増加人員を割當てたと云ふ結果になつて居るのでありますが、國民の増加に依て代表者を増加するならば、之を國民の上に公平に分配して、其代表を遺憾なからしむると云ふことが、選擧法の改正の意味に於て、選擧法の進歩の上に於て、是非共斯樣な事をしなければならぬのである(拍手起る)然るに毫も選擧權のことは之を攻究せず、唯々人口増加の上に於て、人員を増加し、而も之を益々偏頗なる方法に依て、現在の選擧有權者、即ち直接國税十圓以上の人にのみ此代表者を増加すると云ふことは、如何にしても人員増加の意味が徹底して居らぬと考へます、唯今内務次官は前の御方の御質問に對して答辯の傍ら縷々數千言を費して、選擧法の改正に對する政府の立場を言明されたのであります、併し其言明は要するに政府の無責任を表白したものと言はざるを得ない、何故に選擧法の改正をしないのか、唯々選擧法の改正は重大である、重大であるが爲めに國務を怠ると云ふことは、抑々責任を知る者の是は言ふべきことでありまするか、唯々不幸にして今日此言葉を國務大臣より聽かざるのは、私洵に千古の遺憾であるのであります、斯樣な疑を以て此政府の改正案を見て居るのでありますが、之に對して政、府は如何に考へて斯樣なる所の無意味なる人員増加案を出して、選擧法の改正に對して一時を胡化しやうとせらるゝのでありまするか、之に付て政府の明かなる御答を請ひたい、第二に承る所に依りますれば、此選擧區制に付ては、樞密院の議をも經て御提出になつたさうであります、貴族院令と共に――既に樞密院の議を經て提出せられた以上は、政府に於て飽迄も此大選擧區制を維持せらるゝ積りでありまするか、此二點に付て明かに政府の御答を要求したいと思ふのであります。

〔拍手起る〕

○副議長(濱田國松君) 水野政府委員。

〔政府委員法學博士水野錬太郎君登壇〕

○政府委員(法學博士水野錬太郎君) 高木正年君の御尋は、要するに萩亮君の御尋の一端を御述べになつたことゝ思ひます、即ち此度政府の提出した別表は、議員の數を増して其數を如何なる方面に配付するか、言葉を換へて言へば、選擧權の擴張を圖らずして別表のみを提出した、即ち議員數のみを増したと云ふ事は、意味を成さないのではないか、甚だしきは御言葉には少し過激な御言葉が有つたが、別表の提出を以て政府は選擧法の改正を瞞着し去らんとするのであるかと云ふやうな御言葉も有つたと思ひますが、要するに議員數のみを増して、選擧權の擴張を圖らざると云ふことは、選擧法改正の意味を成さぬと斯う云ふ意味の御尋と考へました、此事は萩亮君に對して御答をしたと同一の御答を以て足れりと信ずるのであります、先程申しましたが如く、選擧區の異なるは極めて重大なる問題であるから、政府に於て愼重の調査を爲したが、而も確定した成案を得るに至らなかつたと云ふ事に過ぎないのであります、然らば政府は怠慢ではないかと斯う云ふ御尋でありませう、怠慢かも知れない、併ながら是は御承知の如くに中々重大な問題であります、種々の議論が有るのであります、それでありますから此問題を解決するに付ては十分愼重な調査を要する、愼重な調査を要する結果として、遂に成案を得るに至らなかつた、是はどうも已むを得ぬと思ふ、さう云ふ御趣旨と御解釋を願ひたい、それから次の御尋は能く分りませぬでしたが此提出案が樞密院の審査を經たのであらうか――(「内閣が固執するかどうかと云ふのです」と呼ぶ者あり)さう云ふ御尋ですか是は兎に角政府は現狀に依て別表を提出したのでありまして、少なくも現時に於ては現狀に據るを適當なりと認める、斯う云ふやうに御答するより外ありませぬ

○副議長(濱田國松君) 植原悦二郎君。

〔植原悦二郎君登壇〕

○植原悦二郎君 唯今議場の問題となつて居りまする選擧法改正に付きまして、極く原則にのみ於て簡單に質問をして置かうと思ひます、質問は政府案に對する質問と、政友會に對する質問であります、先づ第一に政府案に對する質問を試みる積りであります、段々前の質問者に依て政府の御意嚮も分りましたが、此提出なされました政府の案を議するに付て尙はつきりと此際承つて置きたいことは、政府は選擧權の擴張を必要と認めて居るかどうか、此點をはつきりして置きたい、又政府が選擧權の擴張を必要と見るならば、どの程度迄現狀の狀態に照して選擧權を擴張する必要ありと御認めになつて居るかどうか、普通選擧は現狀に適せざるものと云ふて、政府委員からはつきりとした言明が有つた、それ程普通選擧に對してはつきりとした言明を爲さるゝ程、選擧權の問題に付て御意見が有るならば、全部の選擧法を改正する迄に調査が運んで居らないにしても、現在の日本の國狀に照して、政府の御意見ではどの程度迄選擧權を擴張する必要があるか、全然ないのであるか、之を伺つて置きたい、もう一つ政府に就て伺つて置きたいことは、現在の選擧界の狀態で、最も遺憾なることは選擧場裡の腐敗である、之を矯正するに付ては幾多の罰則も必要でありませうが、先進國の選擧界の腐敗を矯正した所の狀態を鑑みて見ますれば、選擧界の腐敗と云ふことは、どうしても大々的選擧權を擴張してのみ實際に於て得られることで其他の事では如何に嚴重なる罰則を作つても根本的に選擧界の腐敗を廓淸することの出來ないことは、歷史の上に明かな事である、之に對して政府は現在の選擧界の腐敗の狀態を矯正する意思が有るか無いか若し意思が有るとするならば、如何なる方法に依て之を矯正することが出來るものであるかと云ふ御意見を有して居らるゝか、之を矯正する一の途は選擧權を大々的に擴張すると云ふことであると御考になつて居るか如何、此二つの點を政府委員から伺つて置きたい、次に政友會の提出案に對して伺ひたいことは、選擧區制の問題であります、政友會の提案の提出者も、明治二十二年の選擧法を現行の選擧法に改めた理由は、大選擧區にして大人物を出すと云ふことゝ、少數有權者を代表せしむると云ふ此二つの項目であると云ふことは御認めになつて居る、而して現在の大選擧區制に依れば、其豫期した事が實現されて居らない、故に小選擧區にするのである、斯う云ふ御意見のやうに承知して居る、而して之に就て色々の御説明をなされましたが、前の小選擧區制の時にも大人物が出て居る、今日大選擧區の時にも大人物が事實出て居る。

〔此時副議長濱田國松君退席議長大岡育造君復席〕

○植原悦二郎君 故に大人物に於ては相違がないと云ふ御説明でございましたけれども、前の選擧法の時代には、多くは地方の郡長の古手、或は農民の代表者であつたと云ふことは、獨り選擧權の選擧區制許りの問題でなく、其他の事情に關聯して居ることに違ひありませぬけれども、現在の選擧法が實施されて以來、比較的に地方の縣會議員、或は郡長階級の人よりは比較的良い人物が選出されるやうになつて居ると云ふ事は、現行の選擧法の實施前と實施後の議員の狀態を御觀察なされば、はつきり判る事であると思ひます、又提出者の御意見に依りまするど少數代表者と云ふ事は、大選擧區制で出來ないと云ふ御話で、色々の例を擧げられましたが、今假りに此處に五つの小選擧區がある、其五つの小選擧區の中に悉く負けた所の少數の投票を集めて、大選擧區制ならば一名を出すことが出來る、又實際一名が事實出て居る實例が澤山あるのであります、して見れば現在の大選擧區制は比較的小選擧區制よりは大人物を出すことを得るのみならず、少數の代表者を出すと云ふ事も事實に於て爭はれない事である、之に對して少數の代表者を出すのは、比例選擧云々と云ふ事も御話が御ざいましたが、是は實行の出來ないことは、提出者の御意見と一致であります、併ながら日本の今日の選擧は佛蘭西に於ても小選擧區制を行つて居る、英國に於ても小選擧區制を行つて居るから日本の選擧區もそれにしなければならぬと云ふ事實はないのである、日本の選擧は今日に於て事實情實や因縁に辿つて行はれて政權或は主義に依て大多數は行はれて居らないのである、之を小選擧區制ににすれば尙更此弊害が増すのである、之を増さぬと云ふはつきりした御取調があるかどうか、小選擧區制が大選擧區制に優ると云ふ提案者の理由は悉く事實に當らざるもの、而して更に事實の上からも、日本の今日の選擧狀態から考へても、亦原則の上から云つても行けない所の小選擧區制を、此時勢に伴ふ

選擧法の改正の必要なる條項として御提案なされた理由は如何(「何だか分らない何を言つて居る」と呼ふ者あり)尙ほ次に第二の點として御尋申したい事は、投票區域の各所に於て開票すると云ふ事である是は無記名投票の外皮を裝ふて、事實記名投票を實現せしむるやうなものである、提案者も屢々選擧は自由に行はれなければいけない、選擧民の意思を自由に代表せしめなければいけない、政友會案の第八十九條の二と、第八十九條の三には選擧の自由、選擧民の意思をして自由に發表せしむる事の規定を嚴密にする罰則を御定めになつて居る、然るに一つの投票區域の投票を、其區域内で開票すれば、豫めどの人が誰に投票したいと云ふ事が分るので、投票を買收するに、或は投票を威嚇して投票せしむるに最も有効なる事であつて、選擧の腐敗を增す理由である「違ひますそれは」と呼ふ者あり)之に對して若し政友會が實際記名投票が有利なりとするならば、各選擧區で開票すると云ふ事よりは、記名投票でなくて無記名投票が宜いと云ふ事實を第八十九條の二、三の項に於て御定めになつて置きながら、事實に於いて記名投票に等しき御規定を爲されたのは何故であるか、もう一つ政友會の提案者に尋ねて置きたいことは、別表の改正に就て計算の基礎は何處であるか、此三點に就て明確なる御答辯を得て置きたいと思ふ。

○議長(大岡育造君) 水野政府委員。

〔政府委員法學博士水野錬太郎君登壇〕

○政府委員(法學博士水野錬太郎君) 植原君に御答致します、植原君は第一の御質問は、政府に於ては選擧權の擴張の必要を認めて居るかどうか又必要ありとすれば如何なる程度迄の擴張を必要なりとするか、斯う云ふ御尋であります、選擧權の事に就きましては、先程から度々申しました如く、是は其時の國民の教育の狀況、其他各般の狀況を審査して之を決しなければならぬ、之に就て政府は今攻究中であるから、唯今の如き御尋に對しましては、其必要ありや否やを今攻究中でありますから、左樣御承知を願ひます、それから第二の植原君の御意見では選擧界の廓清を爲さなければならぬ、又此廓清をなすのは選擧權の擴張に依るの外はない、選擧權の擴張に依つて、選擧界は大々的に廓清せらるゝものであると云ふ御意見であつて、而して政府は如何に考へて居るかと云ふ御尋でありますが、政府は選擧界の廓清は、獨り選擧權の擴張のみを以て行はるべきものではないと考へて居ります、或は政治教育の向上、政治道德の進步、其他各般の狀況に依て、選擧界と云ふものが廓清せらるゝのでありますから、選擧權擴張のみを以て選擧界が廓清せらるべきものにあらずと認めて居ります。

○松田源治君 植原君の御質問は多くは議論でありまして、之に向つて答へる必要はありませぬが折角の御尋でありますから、敬意を表して簡單に答辯致します、大選擧區の時代に大人物が出て、小選擧區の時代には大人物が出ないと云ふやうな事を植原君は申して居りますが、是は同一であります、大臣になられた人やら議長になられた人、其他の名士は多く小選擧區から出て居ります、是は幸ひ衆議院事務局から衆議院總選擧一覽と云ふ上下の本が出て居ります、之に第一回の選擧から第十二回の選擧迄如何なる人が當選し如何なる人が落選したか、委しく出て居ります、之を一々讀上げると大變な事でありますから、植原君は事務局に就て此本を請取られて、小選擧區に於ては如何なる名士が落選して居るか、大選擧區に於ては如何なる名士が落選して居るかと云ふことを比較御研究なさつたならば、能く御分りになる事と思ひます其他小選擧區の利益は私の申した通りでありますが、もう一箇條附加へますれば小選擧區では無競爭の選擧區が澤山出來る、第六回の總選擧の時分には、百十一區に無競爭の選擧區が出來て居ります、是が大變重大なる利益である、其他の利益は先程詳細說明致しました通り、而して小選擧區も大選擧區も、所期の目的を達すると云ふ事は殆ど同一である、少數代表に就ても同一である、大人物に就ても小人物に就ても同一であると云ふ事は事實に於て立證されて居ります、事實が有力なる雄辯なりと本員は信じますから、此答辯を以て御滿足あらんことを希望致します、それから其次の投票所に就て投票を郡役所に持つて行つて、即ち選擧會場で混同せずして開くのは、是は記名式ではない、無記名式の性質が十分保たれて居ります、無記名の弊害を矯正する爲に之を設けたのであります其以上は議論になりますから答へる必要はありませぬ、それから第三は吾々が小選擧區にしたる人口の標準、是は大選擧區と變りませぬ、十三萬であります、而して是は十三萬であるが、行政區劃が小選擧區に必要でありますから、郡に依つて一郡を一選擧區とし、或は二部を一選擧區として居る所もあります、各村毎にすると大變都合が好いけれども、行政區劃の分割をすることが困難であります、故に八萬でも一人二十一萬迄は一人、二十一萬以上になつたら二人、併し之れを全縣に合算して勘定すれば矢張十三萬或る一區と或る一區と比較すると云ふと、是は人口に於て不公平がありますけれども、縣全體を通算して勘定すれば十三萬と云ふ事には少しも違ひはない不公平はありませぬ是は八萬の處も一人、二十一萬の處も一人と云ふことは不公平でありますけれども、是は行政區劃を分割することが出來ないので、郡其ものを標準にし、或郡の人口が少ない爲めに、二郡を合併して一選擧區とすることがありますからして一寸比較して見れば不公平でありますけれども、縣全體に於いては十三萬平均の率で出來て居ります、左樣御承知あらんことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 今井嘉幸君。

〔法學博士今井嘉幸君登壇〕

○法學博士今井嘉幸君 簡單に質問致します、本員の見る所を以てすれば政友會の出した案も憲政會の出した案も、而して國民黨の出した案も、亦政府の出した所の案も皆揃ひも揃つて愚案であると云ふ事を感ずるのであります、何故斯く揃ひも揃つて愚案を出したかと云ふ事に就て、非常に疑問に堪へない色々討論をして居る其の有樣は、五十步を以つて百步を笑ふが如きものである、富島君の言を藉りて言つたならば——議場の神聖を汚しますから申しませぬが、要するに斯う云ふやうな愚案を出したと云ふことに就ては、本員は非常に遺憾に思ふ(「愚案とは何んだ」「怪しからん」と呼ふ者あり)如何なる點に於て愚案であるかと云ふ事を是から申しますからして願くはそれに對する所の御答辯を得て、若し私の愚案であると云ふことが間違つて居つたならば、それに對して御斷りを申上げます、先づ第一の點に付きましては、政府案も各政黨の提案も人員を增加すると云ふことに就て、本員は是は非常の愚案であると思ふ、一體人間が集つて三百名以上の集團を組織した場合に於て、さう云ふ場合には一の群集心理の狀態として、眞面目の議論の出來たと云ふ事は歐羅巴諸國の學說の中に書いてあつたと本員は見たので有ます(「それが惡るい」と呼ふ者あり)而して本員が此議場に出て來た感想に於ても正に其感を深からしむる所のものがあるのでありますそれは此議場に於ける所の議論と云ふものは、殆ど眞面目にやつて居られない樣な場合が多い、多くは眞面目な議論と云ふものは、委員會に移つて居るやの形式があるやに本員は感ずるのである、是は他國の實例に於ては、三百名以上の例と云ふものは隨分ありますけれども、他國の議會に於ける所の狀態を聞いて見ると、其議會と云ふものは非常に靜肅である本院の如く初めからして簡單とか、初めからして馬鹿とか云ふやうなさう云ふ彌次を連發する議會と云ふものは何處にもありはしない(「問題外」と呼ふ者あり)强て例を求めれば是は早稻田大學の討論會を學ぶ所の支那の議會位のものである、さう云ふやうな譯で、此多勢の人間を一つの議場に集めると云ふと、益々眞面目の態度と云ふものを失つて來ると云ふ傾向がある、今年迄でも既に斯の如し其上に五十名も或は百名もと云ふやうなものを直に殖したならば、此議場に於て眞面目の議論と云ふものは私は出來まいと思ふ、或は一時の場當り演說をすると云ふやうな事に終つて仕舞ひはしないかと思ふ、唯々國會に於きまして、衆議院が人員を增加した場合に於て、非常に效力のある所の一つの利益がある、是は何であるかと云ふと上院に對する優越權を有つて居ると云ふやうな結果を生じて來る、是は法律上に於きましては平等でありましても、下院の方は人員が多いが爲に、其勢に壓せられて優越權を有つて來ると云ふやうな結果を生ずる事があるのであります、所が今回提出したる案はどうであるかと云ふと(「止めろ」と呼ふ者あり)どうであるかと云ふと貴族院と妥協して、貴族院も其人員を殖す、故に衆議院も亦殖すと云ふやうに兩方妥協して、さうしてやつて居る所の案である、此點に於て其効力が那邊に之を認める事が出來るか、私は此人員を增加すると云ふことは、此意味に於て非常に愚案であると考へるが、此點に對する政府の御說明を求めたい、何故ならば政府は此愚案のみを提出したのでありますから、政府の御說明を求めたい(「愚問々々」と呼ふ者あり)それから第二に選擧權の擴張の範圍である、是は政友會の方の御答辯を求めるのである、尤も政友會限りではなくして、選擧權の範圍に付ては、私の考からすれば實に呆れざる

を得ないやうな撰擧ほかしないのである是は殆と五十歩を以て百歩を笑ふ類であるけれども、此點に對する所の政友會の[illegible]が最も選擧權の擴張に付て吝なるものがあるから、此點に付きまして政友會の考を尋ねる次第である一體今日世界の大勢を見て(「何が世界の大勢だ」と呼ぶ者あり)普通選擧になつて居ない所の國と云ふものは殆ど無いのである唯一つの例を求むれば匈牙利のみである其他は普通選擧か若くは普通選擧に近い所の制度になつて居るのであつて、唯々匈牙利のみが普通選擧になつて居ないのである、何故匈牙利は普通選擧になつて居ないかと云ふと、匈牙利に於ては匈牙利人が三分の一を占めて他の人種と云ふものが三分の二を占めて居る、其爲に匈牙利人が自己の勢力を維持せむが爲に、さう云ふやうな制限したる所の選擧法を設けて居る、即ち匈牙利人が金持が多いのである、金持が多い爲に此選擧權と云ふものを納税額に非常に制限をして居る結果、斯うなつて居るのである、若し是に對して普通選擧を布いたならば、其時には今日の匈牙利人と云ふものは、權力を失ふて仕舞ふのである、丁度支那に於て滿洲人が權力を有して居つた奴が、是に對して立憲政治を布くと云ふ事になつて來ると、支那の民本主義と云ふ結果、滿洲人が勢力を失つたのと同樣である、さう云ふやうな特別事情があるからして、匈牙利に於ては今普通選擧と云ふものが行はれて居ないのである。今日此普通選擧と云ふものを行つたならば、我國に於ける所の政治上の狀態と云ふものは一變するのである、今日の選擧法と云ふものは唯々我國の閥族を維持する所の――閥族の勢力を維持する所の根柢になつて居るに過ぎない否らざれば又政友會の諸君から彌次られるかも知れませぬけれども、政友會の勢力を維持する所の其方便になつて居るに過ぎないのである、併ながら政友會の御態度と云ふものは、昔から斯う云ふものではなかつた實に政友會も以前には洵に立派な――自由黨時代に於ては敬服に堪へない所の態度を執つて居つた時代がある、而して此普通選擧に對する所の態度に於ても、非常に政友會に付て敬服する時代があつたのであります、普通選擧なるものが我國の議場に於ける問題となつたのは、明治三十五年に初めて提案されたのである、其時には無論否決されましたが、其後明治三十八年、三十九年、四十年、四十一年、四十二年、四十三年、四十四年と云ふやうに、七箇年に亘つて毎年々々此議場に提出されたと云ふことを歴史が揭げて居るのである、而して四十四年即ち第二十七議會に於きましては是が大多數で此議會を通過したではありませぬか、而して此時に於ける所の過半數の政黨は誰であつたか、政友會ではありませぬか、政友會は此場合に二百餘名の多數で、さうして此議場に於て普通選擧と云ふものを通過せしめたのである、而して之を提出した所の提案者は此處に御座る所の吉植君、望月君、上埜君、根本君、中村君の如き人も此中に入つて居ると云ふ事を見るのである要するに普通選擧と云ふものは此時に於て政友會の力で以て此議會を通過した事が一遍あるのである是は貴族院に於て握潰されたけれど、要するに衆議院と云ふものを一回通過したではないか、政友會に私は借問するのである、今日はどうであるかと云ふと、政友會は普通選擧と云ふものに付ては、無論反對であるが、選擧權の擴張と云ふことに付て、最も範圍の狹い所の案を出されて居るのではありませぬか、而もそれのみならず、私が以前に普通選擧の請願書を紹介して提出した場合に於て、此請願さへも不採擇にせしめたのである、其委員會に於ては政友會の人が多數を占めて居るのでありますが、此請願を不採擇にしたいと云ふことは、非常な事であります一遍此議場を多數を以て通過した所の案を請願に出して、それを不採擇に終らしめると云ふやうなことになつて居る、以前に於ける態度と今日に於ける態度と云ふものは、非常に違つて居る、是は昨が是か今日が非か、今日が是か、昨が非か、政友會の是々非々主義と云ふものは、斯う云ふやうにぐら〳〵變るのである此點の御説明を願ひたい(「選擧法なぞを論ずる資格は無い」「答辯の必要なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大岡育造君) 水野政府委員。

〔政府委員法學博士水野錬太郎君登壇〕

○政府委員(法學博士水野錬太郎君) 今井君に御答致します、今井君の御尋は議員の數を增したのはどう云ふ譯かと云ふことでありますが、人口の增加に伴つて、衆議院議員の數を增加するのは是は至當な事と思ふのであります、是は單り我國の實例のみならず、各國の實例が之を示して居ると云ふことは、博學なる今井君の必ず御承知の事と信ずるのであります。

○議長(大岡育造君) 松田源治君。

○松田源治君 今井君のは評論でありますから、答辯する必要を認めませぬ、討論の際に今井君と討論を鬪はせたいのである、それで議院法及議院規則を能く御覽の上發言されむことを望むのであります。

○議長(大岡育造君) 齋藤隆夫君。

〔齋藤隆夫君登壇〕

〔拍手起る〕

○齋藤隆夫君 内務大臣の御出席の無いことは甚だ遺憾でございまするが、併し大臣以上に聰明なる水野次官の御出席がありまするに依て、政府を代表して十分なる徹底せる所の御答辯を得る事が出來ると信じて居ります、(「前口上は廢せ」と呼ぶ者あり)政府は選擧法の本體に向つて改正を施すの意思ありと云ふことを言明されたのである、此に於て本員が質問を致したいのは、然らば如何なる方法に依つて議會に提出すべき原案を作製するや、又何時の議會に之を提出せむとするのであるか、之を承りたいのであります、此事に付ては少しく説明を要する事がある、御承知の如く前内閣時代に於きましては、時の一木内相は選擧法を改正するの目的を以て、選擧法改正調査委員會なるものを組織せられたのであります、此調査委員會は貴衆兩院の各派の代表者、及之に關係ある政府の高級官吏を以て組織して居つたのであります、而して此調査會に向つて一つの原案を提出して、審議を求められたのである、所謂一木案なるものであります、固より此原案は吾々の議論とは大分懸け離れて居つたものであります併ながら是は人各々見る所を異にし、即ち意見の相違でございまするに依て、委員多數の意見に依て自由に修正することが出來た所の原案なのであります斯の如くにして一木内務大臣は兎に角選擧法を改正するの目的を以て、議會に提出すべき原案をば作製するに努力せられて居たことは事實である、所が一昨年の十月現内閣が成立して、後藤内務大臣の時代になつて此調査會はどうなつたかと云ふと、後藤内務大臣は此調査會をば其儘繼續せられたのであります、調査會をば繼續せられたのみに限らず、一木案其ものをも其儘に承繼して、確かに三回迄調査會を開かれたのである所が、其調査會に於て委員の多數より種々の質問が出で、種々の追窮に餘儀なくせられて、遂に此調査會をば廢し、總て官制をば[illegible]せられることになつたのであります、唯々別表のみは之を切離して調査會の議を經たと云ふのが、今日提出せられたる所の別表の改正々なのであります、後藤内務大臣が調査會をば廢止せられたと云ふことに付きまして本員等は決して苦情を述ぶる者ではない、苟も内務大臣たるものが選擧法の改正案を作製するに方つて調査會などの議を經るには及ばぬ、豫め貴衆兩院の代表者などに相談するの必要はない吾には吾の意見がある、吾の確信がある、此意見と確信に基いて原案を作つて、全責任を負つて議會に問ふて見ると云ふのならば、それで宜しいのである、是は確かに見上げたる所の一の見識である、本員等は斯る意見あり、斯る確信あり、斯る責任觀念ある所の内務大臣の出現をば要求して居るのであります、然る所が爾來一年有餘の間に於いて、政府は選擧法改正と云ふことに付いて何を爲した、内務大臣は選擧法の改正に付いて如何なることを爲したか、内務大臣の命令に立働いて居る所の内務省の連中は、果して選擧法改正案を作るが爲めに努力をして居るか否やと云ふに、本員は少しも其の形迹を認めることが出來ないのであります、此に於いて本員は、政府は選擧法をば改正するの意思ありなどと議會に於ては明言を致して居りますけれども、心の底に於ては改正の意思が無い、選擧法の改正と云ふことに付ては、何等の意見も無ければ、何等の確信も無い、若し政府に於て意見あり確信があるならば、今日此頃改正案が此の議場に現はれないと云ふ筈は決して無いであります、現はれない所を見ますと政府に於ては意見も無ければ確信もない少くとも現内閣の存在中は選擧法の改正に向つては手を觸れないと云ふ考ではないかと思はれるのである、若し私の推測が誤つて居ると云ふのでありますならば、此點に付て徹底せる御辯解を求めんと欲するものであります、又果して選擧法をば改正するの決心が有るならば、如何なる方法に依て議會に提出すべき原案を作製せんとするのであるか、是が爲に特別の機關でも設けんとするのであるか又改正案の作製をば政府部内の屬僚に一任せんとするのであるか、政府部内の屬僚に一任して果して完全なる改正案を作製する事が出來ると思つて居るのであるか、固より今日の内務省には水野次官を始めとして尠からざる所の人材も居られるのであ

ります、併ながら何を言ふにも是等の人は選擧界のことに付ては全く經驗の無い所の一種の局外者である、選擧界の事をば知事や或は警察官等の報告位に依つて、實情を探らんとする所の所謂竹の筒からして天を眺めて居る人々である、是等の人々の手に依て完全なる改正案を作り、議會多數の同意を得る事が出來ると思はれるならば、試みにやつて御覽なさるが宜しい、吾々は刮目して之を見て居るのであります、又如何なる方法に依て改正案を作るに拘らず一體何時の議會に改正案をば提出せんとするのでありますか、苟も選擧法を改正する所の決心が有るならば、案を具へて是をば議會に提出することに付ても、相當の考が極つて居らねばならぬ筈である、政府に於て果して此考が極つて居るや否やを承りたいのであります、而して本員が此質問を爲すに付きましては、誤解を防ぐが爲めに一言致して置かねばならぬことがあります、法律の發案權は政府も議會も共に之を有して居るのである、此兩者の間に於て何等の輕重がございませぬ、夫故に選擧法の改正も是迄屢々議員諸氏より此議會に提出せられて居るのであります、現に今期議會に於きましても、各黨派より改正案が提出せられて居るのであります、仍て吾々は決して政府の提案のみに信頼して居ると云ふ如き、斯る不見識なることの考は少しも有して居らぬのである、併ながら本員の見る所に依りまするど、我國の議會は此點に於て甚だ遺憾な事柄があるのであります、それは何であるかと云ふと、同じ種類の議案でも、政府の提出に係るものは比較的に重ぜられ議員の提出に係るものは比較的に輕ぜられる、殊に貴族院の方面に於て此傾向が甚だしくあるかの如くに觀察せらるゝのである、是は議會の威信を保つ上に於て洵に憂ふべきことでありますが、併し是が吾々が常に實驗して居る所の事實であるから致方ないのである、斯る事情で有まするが爲に此種の議案は先づ政府が是を提出し、政府が是に向つて最善の努力を致すと云ふ事が此目的を達するに於て最も便宜である、又政府として負ふて居る所の大責任であると確信して居るのである、政府は時代の進運に鑑み選擧界の實情に考へ、又國論の趨勢に顧みて、速に此問題を解決しなくてはならぬのであります、然るに現内閣成立以來一年有半の間に於て、此點に付て政府は如何なる注意を爲したか如何なる努力を致したかと云ふに、本員は何等其形迹を認める事が出來ないのである、それ故に機會に於きまして政府の意見のある所をば、十分に徹底的に述べられて、選擧法改正の意思に付て確かなる所の御辯明を求めむとするのである、尙一言確めて置きたいことは、選擧權の擴張に關することであります、此事は是迄も質問がございましたが、水野次官の答辯甚だ曖昧である、本員は此事に付て何等の説明は致しませぬが、今期議會に現はれて居ります所の各黨派の改正案に付きましても、選擧權の擴張と云ふことが最も主要なる部分となつて居ります、政府は此擴張案に贊成であるや否やと云ふことのみ承りたい、是迄の水野次官の答辯の如く、選擧法の改正は最も重大なるものである、政府は愼重なる注意を爲して居る、取調中である、考慮中であると云ふ如き曖昧模糊たるところの答辯であるならば、本員は承るの必要はない選擧法の改正は今日起つた問題ではありませぬ、我國に於ては十數年來の懸案である、此問題に付ては在朝在野を問はず、苟も政治家である所のものは、相當の考を極めて居らねばならぬ筈である、今日此時に至つて尙ほ取調中であるとか、尙ほ考慮中であるとか言ふが如き曖昧模稜たる答辯を爲して、政府の責任をば塞ぐことが出來ると思うて居らるゝならば、それは大なる誤りであります、以上の質問に付きまして極く簡單なる所の精確なる所の答辯を求めむとするのが本員の質問の要旨であります。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 水野政府委員。

〔法學博士水野錬太郎君登壇〕

○政府委員(法學博士水野錬太郎君) 齋藤君に御答致します、選擧法の改正は歷代の内閣が努力して居つたことゝ私は信ずるのであります、而も甚だ遺憾ながら十分なる成案を得ず、而も一度び提出したる場合に於ても、兩院を通過せずして今日に至つたと云ふことは御承知の通りであります、前内閣に於ても選擧法の改正は努められたのでありませう、而も成案を得ず、議會に提出するの運びに至らなかつたと云ふことは齋藤君の御承知のことであります、それと同じく現内閣に於ても、選擧法を改正するの意思はあるのであります、ありまするが、是に付きまして度々申しまする如く、選擧擴張のこと、選擧區制の如き重大なる問題に付ては愼重の攻究を要するが爲に、今日尙ほ決定を見るに至らない、是が事實であります、それでありまするが故に、今日政府に於きまして此事に付きまして何時選擧法の改正を出すか、選擧權の擴張若くは選擧區制に付きまして、どう云ふ意見を有して居るかと云ふことを明言することを得ないのは、是が爲であります、是以上御答することを得ないのは、洵に遺憾でありますが、事實は事實として御答する外ないのであります。

○岩崎勳君 日程第五の政府提出案は、當然特別委員に付託すべきものであります、故に此場合便宜第五第七の兩案を一括して、藤澤幾之輔君外數名提出の衆議院議員選擧法中改正法律案外一件の特別委員に、併せて付託せられんことの動議を提出するのであります。

〔「贊成々々」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に贊成多くして異議ないと認めます、仍て岩崎君の動議の如く決しました、日程第八、罹災救助基金法中改正法律案、第一讀會の續を開きます――委員長熊谷五右衞門君

第八 罹災救助基金法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

(確定議)

〔熊谷五右衞門君登壇〕

〔拍手起る〕

○熊谷五右衞門君 唯今議題に上りましたる罹災救助基金法中改正法律案、委員會の經過及結果を報告致します、本案改正の要點は、第一現行法は明治三十二年七月一日よりの施行でありまして、期限が滿二十箇年としてあつたのであります、それ故來年の六月三十日が滿期となるのでございまして、依て尙ほ是を繼續せむとするのが主眼の要點であるのであります、第二は府縣に於て貯蓄すべき罹災救助基金の最少額を五十萬圓と限定致したのであります、そこで各府縣に於て今日迄に蓄積してありまする現在高は、如何程になつて居るかと申しますれば、最早五十萬圓に達して居らぬ所は、沖繩縣を除きまして其外最少額と雖も既に五十三萬九千圓餘になつて居るのであります 其他の多くは七十萬圓より百萬圓以上に達して居りまして、愛知縣の如きは既に三百萬圓以上になつて居るのであります、第三は支出の費目を擴張致しまして學用品費、運搬費、人夫費を加へたのでありまして、又事業費に於きましても露店營業者等にも支出し得るの範圍になつたのであります、範圍を擴めたのであります、而して罹災救助の――罹災者を救助する方法の一つとしては、地方長官に於て必要と認めたる場合に於ては、金錢を以て之を爲すを得ると云ふことの急場に處する便法も加へられたのであります、第四は運用の方を擴めまして、現行法には、貸出しの範圍を非常災害の爲に要する府縣の土木費と限つてあつたのでありましたのを、府縣其他市町村公共團體にも貸出することになつたのであります、委員會に於きましては、政府委員と細密なる質問應答を重ねまして、熟心に審議熟慮の上、本案の改正は時代に處するの必要を尤もなりと致しまして、一人の異議者もなく全部原案に可決致したのである、何卒諸君の御贊成を願ひます

○岩崎勳君 本案は讀會の順序を省略して、委員長報告の通り可決確定せられむことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、仍て本案は讀會の順序を省いて可決確定の法を採ります御異議ありませぬか(「異議なし異議なし」の聲起る)

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、本案は可決確定致しました――日程第九、大正六年勅令第二百二號を議題と致します、承諾を求むる件――委員長陣軍吉君(拍手起る)

第九 大正六年勅令第二百二號(承諾を求むる件)(貴族院送付)(委員長報告)

〔陣軍吉君登壇〕

○陣軍吉君 本員は大正六年勅令第二百二號、承諾を求むる件此委員會に於ける經過並に其結果を御報告致します、委員會は開會四回に及びまして質問應答を重ね、愼重に審議を致したのでございます、詳細の點は速記錄に依て御承諾を願ふことに致したいと思ひまする、尙ほ茲に一言報告して置きまするのは、一時速記錄を中止致しまして懇談會を開いた點がございますから、此點丈を御報告致して置かうと存じます、諸君御承知の如く、此小額紙幣は紙質極めて粗惡でございまして、取扱上極めて不便であるのでございます、それでございますから政府に向つて此の紙質を改善して貰ひたいと云ふ委員會の希望

であつたのでございます、而して政府は委員會の希望通りに、果して此の紙質を改善するや否やと云ふことを確かめた所が、政府に於きましても今後發行の分に對しては、紙質を十分に改善し、而も纖維の強く長きものを以つて製造し、發行すると云ふ確實なる言明を得たのであります、尙ほ色彩の點に付きましても、委員會の希望するところがありましたが政府に於きましては同一の紙幣に二樣の色彩を用ひることは、行使上甚だ迷を生ずる惧があるから、是は直に同意を表することが出來ない、斯う云ふことでありましたけれども、委員會に於きましては尙ほ研究の餘地ありとして、其希望丈を述べて置いた次第であります、左樣な次第に依て委員會は全會一致を以て承諾を與へると云ふことに確定致したのでございます、此段御報告致します。

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、可決承諾を與へられむことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　委員長報告通り御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、即ち本案は承諾を與ふることに決しました――日程第十、爆發物取締罰則廢止法律案第一讀會の續を開きます――松田源治君。

第十　爆發物取締罰則廢止法律案（磯部尙君外五名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

○松田源治君　極めて簡單なる法案でありますから此席より述ぶることを議長の許可を得たいと思ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○松田源治君　本案は委員會を開きまして、政府は本案に同意するや否やを質問致しました所が爆發物取締罰則の廢止には同意出來ぬが、爆發物取締罰則は餘程刑律が苛酷になつて居つて、刑律との權衡が取れて居らぬ、故に刑を輕く定め、其他に付て刑法と權衡を取る修正ならば、同意すると云ふことでありました故に、委員中に小委員を置いて、鈴木富士彌君、磯部尙君と本員が委員となりまして、政府に交涉して二回の小委員會を開きまして、一の修正案を作製致しました、其修正案は諸君の御手許に配布されてある通りであります、即ち標題は爆發物取締罰則中改正法律案とございまして其他は說明する必要はありませぬ、諸君の御手許に配布された通りであります、例へば第一條中「死刑又ハ無期若クハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮」斯うなりました、且つ死刑のみでない、選擇刑を許して死刑又は無期若くは七年と極く刑が緩和されてあります、第二條は「無期徒刑又ハ有期徒刑」とありますのを、之を「無期若クハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮」と致しまして、餘程刑法と權衡を取られまして刑も輕くなつて居りますどうか諸君の賛成を求めます、是が委員會の報告でありまして、全會一致可決確定し、政府は此修正案に向つて全然同意を表しました、此段御報告致します。

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否や、御諮りを致します。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、即ち本案は二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君　直に本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告通り可決確定せられむことを希望致します。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ないものと認めます、仍て直に第二讀會を開き、議案の全部を議題と致します。

爆發物取締罰則廢止法律案　第二讀會（確定議）

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ委員長報告通り、三讀會を省略、可決確定したることを宣告致します、日程第十一、鑛業法中改正法律案、第一讀會の續を開きます――委員長渡邊昭君。

〔拍手起る〕

第十一　鑛業法中改正法律案（藏內次郎作君提出）　第一讀會の續（委員長報告）（確定議）

〔渡邊昭君登壇〕

○渡邊昭君　本員は鑛業法中改正法律案委員會の經過並に結果に付いて御報告致します、委員會は四回開會致しました、本案は極めて簡單なる案でございまして、現行の鑛業法中第二條に「鑛物ト稱スル」の下に「白金鑛」の三字を追加致したいと云ふ案の修正であります、而して現行法に依りますれば、鑛業法中第二條には鑛物と稱して二十三種の種目を列記してございますが、白金鑛に付ては何等の規定がございませぬので、此白金鑛を發見致しました者に對しまして其權利を保護すると云ふ趣旨より致して此白金鑛なるものを第二條に追加致したいと云ふのが提案の趣旨であります、本案提出者より委員會に於て詳細なる說明、及び本案提出の動機等に付きまして御話を承つたのでございます、且つ此白金鑛なるものは、長崎縣大串村大村灣の半島金屬坑內に於て、初めて發見致しまして、外尾駒太郎氏の手に依て此鑛石を――白金を製造することを得たのでありまます、其白金鑛よりして白金を製造致しました經過等に付きましては、提出者より原品を提出せられて詳細なる說明を承つたのであります、委員會は政府當局と質問應答を重ねまして、全會一致を以て原案を可決致したのでございます、本案に對しまして政府當局者は不同意を言明せられたのであります、其不同意の理由は、今回發見せられた所の白金鑛なるものは、未だ我國に於て白金鑛なるものが發見された事實がないのである、故に實地に就て其白金鑛なるものゝ鑛量の程度、或は分布の狀態、或は鑛物の價値等に付て十分なる調査を致した上に非ざれば、之に同意は出來難い、併ながら白金鑛と云ふ事に確定致しましたならば、無論此鑛業法中に追加を致して、鑛法の改正と云ふ事に付ては、何等異議のない譯であります、其點に付きましては政府に於ても同意であるのであります、故に委員會に於きましては提出者の詳細なる說明を承りまして、之に信賴し、且外國に於きましては、獨逸、露西亞、加奈陀等に於きましても、此白金鑛「プラチナ」なるものは產出して居りまするので、夫々此發見に付きましては相當の保護を外國に於ては與へて居るのでありますから、我國の鑛法中に於て此白金鑛の發見者に向つて、其權利を保護すると云ふ事は當然なる處置なりとして、委員會は政府の不同意なるにも拘らず、政府の不同意の理由は甚だ薄弱なるものとして、委員會は全會一致を以て原案に可決した次第であります此段御報告申上げます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本員は讀會の順序を省略して、委員長の報告通り、可決確定せられんことを希望いたします。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか――御異議なしと認めます、仍て讀會の順序を省略して御諮り申します、御異議はありませぬか

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て本案は讀會を省略し全部可決確定したる事を宣告致します、日程第十二、農會法中改正法律案の第一讀會の續きを開きます、委員長中倉萬次郎君不在に付高松正道君。

第十二　農會法中改正法律案（山內範造君外九名提出）　第一讀會の續（委員長報告）（確定議）

〔高松正道君登壇〕

〔拍手起る〕

○高松正道君　簡單に本員より委員會の經過を御報告申上げます、本案の要旨は市町村の農會の會費を強制徵收をすると云ふに在るのであります、委員會に於きましては四回の會合を重ねまして、其間農商務大臣の出席を求めまして、種々討議の結果、現時此歐洲戰亂の時局に鑑みまして、食料の獨立と云ふ事の必要上、又農業家の進步改善を圖る上に於きまして、農會の活動に待つこと多いのであります、併ながら此經濟界の非常な發展しますに付きまして、都會に住する時の所謂成金なるものが農村に手を出しまして多數の地所を買込んで居る如きものは、農會の經費徵收に際しまして、制裁の無い事を奇貨と致しまして、農會費を納めないと云ふ者が多々あるのであります、是が爲に農會の活動を阻碍致しまして、農業の改良、農業の進步に付きまして非常な阻碍を與へる事が多いのでありまするからして、此問題は既に三十七議會以來の問題であつて、既に政府の方に於ても相當な調査を致して居るのでありまするから、此機會に於て本案を是非通過させたいと云ふ事の議論でありました、是等に付きまして政府が之に同意を與へませぬ、其理由は頗る薄弱であつて唯々考慮を要す〳〵と云ふので、殆ど曖昧模稜に致しまして捕捉する所がない、唯々理由なくしてのらくらと同意せぬ丈の話である是に於きまして委員會に於きましては、討議の結果、滿場一致を以て本案

を原案の通り可決確定致した次第であります、此段御報告申上げます。

○岩崎勳君　本案は讀會の順序を省略して、委員長代理高松君報告の通り、可決確定せられん事を希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、仍て讀會の順序を省略して御諮り致します、御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て本案は委員長報告通り可決確定したることを宣告致します。

○岩崎勳君　日程第十三以下に對しては、延會の動議を提出致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　是も多數の御贊成があります動議は可決したるものと認めます、本日は是にて散會致します、日程の殘部は延會します、本日は是にて散會。

午後五時三十五分散會

○大正七年三月九日（土曜日）

午後一時十五分開議

議事日程　第二十號

第一　狩獵法改正法律案（政府提出）　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　大正五年度豫備金支出の件
大正五年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正五年度特別會計豫備金支出の件
大正五年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正五年度大正三年臨時事件豫備費支出の件
大正五年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件
大正五年度帝國鐵道積立金支出の件
大正五年度帝國鐵道積立金外に於て豫算超過支出の件
（承諾を求むる件）

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五　有價證券割賦販賣業法案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第六　巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第七　刑法中改正法律案（赤尾彥作君提出）　第二讀會

第八　人權保護に關する法律案（高木益太郎君提出）　第二讀會

第九　刑事訴訟法中改正法律案（高木益太郎君提出）　第二讀會

第十　神祇に關する特別官衙設置建議案（岩崎勳君外十三名提出）

第十一　津山上郡間鐵道建設に關する建議案（福井三郎君外一名提出）

第十二　津山智頭間鐵道建設に關する建議案（福井三郎君外四名提出）

第十三　不動産金融改善に關する建議案（小山松壽君外三名提出）

第十四　普通銀行の金融に關する建議案（堀川美哉君外六名提出）

第十五　陰陽連絡廣江鐵道速成に關する建議案（恒松隆慶君提出）（委員長報告）

第十六　輸出綿織物檢査所設置に關する建議案（隅田豐吉君外一名提出）（委員長報告）

第十七　野岩羽鐵道建設に關する建議案（八田宗吉君外六名提出）（委員長報告）

第十八　勢江鐵道敷設に關する建議案（天春文衞君外八名提出）（委員長報告）

第十九　紀勢鐵道建設に關する建議案（岡崎邦輔君外十四名提出）（委員長報告）

第二十　「トラホーム」病豫防に關する建議案（行德健男君提出）（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一政府より提出せられたる議案左の如し

大正五年度豫備金支出の件
大正五年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正五年度特別會計豫備金支出の件
大正五年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正五年度大正三年臨時事件豫備費支出の件
大正五年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件
大正五年度帝國鐵道積立金支出の件
大正五年度帝國鐵道積立金外に於て豫算超過支出の件
（承諾を求むる件）

狩獵法改正法律案

東京市區改正條例中改正法律案

京都市又は大阪市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案

一議員より提出せられたる議案左の如し

勞働保險法制定に關する建議案
提出者　上村耕作君　小山東助君

中越鐵道買收に關する建議案
提出者　廣瀨鎭之君　上埜安太郎君
菅野傳右衞門君

愛媛縣今治港開港に關する建議案
提出者　河上哲太君　成田榮信君
古谷久綱君　政尾藤吉君
藤野正年君

大阪市特別市制制定に關する建議案
提出者　米田穰君　井坂光暉君
柴安新九郎君　井原百介君
森秀次君　片木政治郎君
田中萬逸君　飯田精一君
金澤仁作君　河野徹志君
上田彌兵衞君　北田豐三郎君
河崎助太郎君　今井嘉幸君
白河次郎君　高松正道君

刑法中改正法律案人權保護に關する法律案及刑事訴訟法中改正法律案に對する修正案
提出者　岩崎勳君

北海道拓殖完成に關する建議案
提出者　小池仁郎君

一貴族院は本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

裁判所の設立に關する法律案（政府提出）

大正二年法律第九號中改正法律案（政府提出）

市町村義務教育費國庫負擔法案（政府提出）

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

紙價調節に關する質問主意書
提出者　小泉又次郎君

對支政策に關する質問主意書
提出者　岡田榮君

朝鮮總督府會社令に關する質問主意書
提出者　岡田榮君

國民思想に關する再質問主意書
提出者　田中善立君

青森驛海陸連絡並設備に關する質問主意書
提出者　工藤卓爾君

一政府より受領したる答辯書左の如し

大正七年三月七日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員佐々木正藏君提出河川の制度に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員佐々木正藏君提出河川の制度に關する質問に對する答辯書

政府に於て改修工事の施行を了したる河川は河川法の規定上地方廳に於て其管內に係る部分を管理することを原則とするも之れか管理の擧否は改修の効果に至大の關係を有するを以て政府に於ては府縣に對し河川監督巡查の費用を補給し又河川監督技術官を配置し常に河川の狀態を視察せしむる等其管理の監督助成に努めつつあるのみならす他府縣の利益を保全する爲必要ありと認むるものに付ては現に政府に於て管理しつゝあり將來に於ても益河川改修効果を萬全ならしめんことを圖り河川の狀態如何に依り必要を認むるものは政府自ら管理することあるへし

右及答辯候也

大正七年三月七日

內務大臣男爵後藤新平

〔左の報告は朗讀を經ざるも參照の爲玆に掲載す〕

一去七日議長に於て選定したる委員左の如し

軍需工業動員法案

元田肇君　井上角五郎君
白石直治君　鵜澤總明君
吉植庄一郎君　武藤金吉君
中西六三郎君　田邊熊一君
兒玉亮太郎君　堀切善兵衛君
山口恒太郎君　坪田十郎君
鈴木錠藏君　南澤宇忠治君
柳原九兵衛君　大石五郎君
若尾璋八君　上田彌兵衛君
加藤政之助君　町田忠治君
小山松壽君　正木照藏君
鈴木久次郎君　望月小太郎君
鈴木富士彌君　高木正年君
竹村良貞君　石川又八君
片木政治郎君　井原喜代太郎君
石原正太郎君　佃安之丞君
望月長夫君　渡邊昭君
有森新吉君　大堀孝君

朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案

小山田信藏君　西村正則君
岡田榮君　奥村三樹之助君
北井波治目君　加藤定吉君
横山勝太郎君　上村耕作君
神谷卓男君

一去七日辭任したる常任委員左の如し

第二部選出決算委員　川村精之君
第三部選出豫算委員　加治壽衛吉君
第六部選出決算委員　松岡勝太郎君
第七部選出決算委員　牛谷清壽君
第七部選出決算委員　石田孝吉君
第七部選出請願委員　川崎安之助君
第七部選出懲罰委員　小山松壽君

一去七日共通法案委員會理事補闕選擧の結果左の如し

共通法案

理事島田俊雄君（理事熊谷直太君補闕）

一去七日共通法案委員熊谷直太君辭任に付其補闕として島田俊雄君を議長に於て選定せり

一七日衆議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の如く指定せり

三百四十七番　武藤嘉門君

一昨八日委員長及理事互選の結果左の如し

軍需工業動員法案委員會

委員長　元田肇君

理事　田邊熊一君　小山松壽君　望月長夫君　上田彌兵衛君　佃安之丞君

朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案委員會

委員長　小山田信藏君

理事　神谷卓男君

一昨八日共通法案委員關和知君辭任に付其補闕として横山金太郎君を議長に於て選定せり

一昨八日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第二部選出

決算委員小山松壽君（川村精之君補闕）

第三部選出

豫算委員川崎安之助君（加治壽衛吉君補闕）

第六部選出

決算委員關和知君（松岡勝太郎君補闕）

第七部選出

決算委員小泉又次郎君（牛谷清壽君補闕）

決算委員田中善立君（石田孝吉君補闕）

懲罰委員川村精之君（小山松壽君補闕）

請願委員西英太郎君（川崎安之助君補闕）

○議長（大岡育造君）　新に議席に著かれた議員を紹介致します、氏名を讀上げたるときは起立を望みます——滋賀縣大津市選出議員西川太治郎君。

〔議員西川太治郎君起立〕

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　會議を開きます、第九部選出決算委員奥田鑑造君より、右常任委員辭任の申出がありました、許可することに御異議はありませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ之を許可致します、第九部の諸君は速に補缺選擧を行ひ御屆出あらむことを希望致します——病氣に付昨八日より向二週間、友枝梅次郎君より請暇の申出があります許可することに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ之を許可致します——日程第一、狩獵法改正法律案の第一讀會を開きます——仲小路農商務大臣。

第一　狩獵法改正法律案（政府提出）　第一讀會

狩獵法改正法律案

（本案は本卷一一八頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

〔國務大臣仲小路廉君登壇〕

○國務大臣（仲小路廉君）　本案提出の理由を簡單に申上げます、本案を提出致しましたのは、近來本邦に於て野生の鳥獸共に著しき減少を來したのであります、此等野生の鳥獸類が、極めて著しく減少を致しましたることは、第一は農業に對して、第二は林業其他に對して、尠からぬ惡影響を及ぼすのであります、斯の如く野生の鳥獸が減少致しますのは、畢竟近來に於て狩獵家の増加致しました事、或は狩獵の器具類の進歩致しました事、其他に種々密獵を致す者もあります、此等種々の關係が相俟ちまして著しく鳥獸類の滋殖を阻碍することになりました、どう致しましても此儘にして置く譯に參りませぬのであります、此度狩獵法を改正致しまして、其禍害を努めて防止したいと存じますのであります、此改正の趣意は是迄は保護さるべき鳥類を掲げるのを主と致して居つたのであります、之を此度は改めまして更に狩獵をして差支のない鳥類を掲げることに致しました、次には狩獵の器具機械に付て、之に對して相當なる制限を致しまするこ と、更に獵區の設定に關する制度を立てたこと、尚狩獵に關して課税の點に付きまして、相當の改正を試みました、其上に密獵者に對して制裁及各種の取締に付きまして、總て至當なる方法に依りまして、此等の取締を全う致したい積りであります、此等が今回此法律を改正致しまする趣意であります、何卒御審議の上御協贊あらむことを希望致します。

○冨島暢夫君　是より決算委員會を開きますから、委員の諸君は決算委員室に御集りを願ひます。

○議長（大岡育造君）　日程第二、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勲君　委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられむことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議がありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ本案は議長指名十八名の委員に付託することに決します——日程第三、大正五年度豫備金支出の件大正五年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件大正五年度特別會計豫備金支出の件大正五年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件大正五年度大正三年臨時事件豫備費支出の件大正五年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件大正五年度帝國鐵道積立金支出の件大正五年度帝國鐵道積立金外に於て豫算超過支出の件承諾を求むる件を議題と致します——勝田大藏大臣。

第三
大正五年度豫備金支出の件
大正五年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正五年度特別會計豫備金支出の件
大正五年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正五年度大正三年臨時事件豫備費支出の件
大正五年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件
大正五年度帝國鐵道積立金支出の件
大正五年度帝國鐵道積立金外に於て豫算超過支出の件
（承諾を求むる件）

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣（勝田主計君）　唯今議題に上つて居ります議案に付て、極めて大體の説明を申上げます、大正五年度一般會計第一、豫備金の豫算額は百萬圓

でありまして、檢丁及新兵旅費、傳染病豫防檢疫の諸費、海軍受託造修費等、其他避くべからざる所の豫算の不足に對して、此等の全部を充用致しました次第であります、又大正五年度一般會計第二豫備金の豫算額は御承知の如く二百萬圓でありまして、之を衆議院議員臨時選擧、及臨時總選擧に關する取締費、臨時軍事費、特別會計繰入補足船艦救難及復舊費、其他各省の所管に於きまする所の災害復舊費等の豫算外の支出を爲しましたが爲に、此二百萬圓も全部仕拂切りました次第であります、大正五年度大正三年臨時事件豫備費の豫算額は、二千八百五十萬圓でありますが、臨時事件に關しまして各省所管に於きまして、豫算外に於て支出を要しまする諸般の費途に對しまして、右申しました全額を支出致しました、大正五年度一般會計第一第二豫備金及大正三年臨時事件豫備費豫算の拂切りとなりました爲に、諸拂戻金、臨時軍事費特別會計繰入補足、大正三年臨時事件費其他に付きまして、國庫剰餘金を以ちまして豫算超過並に豫算外の支出を致した金額が、千六百五十四萬二千九百四圓に相成つて居りまする、大正五年度帝國鐵道特別會計に於きまして、積立金勘定補塡金の豫算額は三百〇九萬九千三百十圓でありまして、收益勘定鐵道作業費の豫算不足に對して全部之を支出が用致しました、又右積立金勘定補塡金から致しまして、充用されましたものゝ外に、鐵道作業歳入を以ちまして豫算超過の支出を致しました金額が、九百九十七萬二千六百餘圓に相成つて居ります、右の外各特別會計に於きましても、亦其必要已むべからざる費用に對しまして、豫備金を以ちまして、又は豫備金外に於きまして、豫算超過又は豫算外の支出を致しましたものが相當にございます以上は何れも緊急避くべからざるものと致しまして支出を致しました次第でございますに依りまして、諸君に於かれては御審議の上、何卒之に承諾を與へられむことを偏に切望致します。

○松田源治君　議長。

○議長（大岡育造君）　松田源治君。

○松田源治君　勝田大藏大臣に質問があります、此豫備金支出の事に付ては質問はありませぬ、豫備金外の豫算超過及豫算外の支出に付きまして、憲法上の根據を承りたいのであります、即ち剰餘金の支出でございます、此剰餘金の支出の問題は、第二議會より本議院に於きまして、論爭の問題になつて居るのであります、或は憲法違反の決議にした事もあります、併し大體の議院の決議は剰餘金の支出は、憲法に認めざる行爲である、併し國家は豫備金無きの故を以て政務を荒廢することは出來ぬから、臨時議會等を開く能はず、緊急已むを得ざるの場合は、責任を以て剰餘金を支出するものである、依て後日其責任解除の爲に、帝國議會に提出するのであると云ふことになつて居るやうであります此事に付きましては本員は去大正三年の議會に於きまして、時の大藏大臣高橋是清君に對して質問を致しました、所が高橋是清君は要領を得たる答辯を爲さざりしに依り本員は閣議を求めまして、閣議の決定に依て、此數年間の論爭の問題を玆に確定したいと云ふ意見を述べたのであります、高橋君は之に同意致しまして閣議を開き、而して其決定は本員の意見と同じく、もう何回も議會で承認を致して居るのである、今回憲法違反と云ふことを言つても通らない議論である、依て剰餘金の支出は憲法に認めざる行爲である、併し政府は豫備金無きの故を以て政務を荒廢することは出來ぬから、緊急已むを得ずして責任を以て支出したものである、依て責任解除の爲に、帝國議會の承諾を求むると云ふことを申し、且豫備金の場合と違つて——豫備金は一度は帝國議會の協贊を得て居る金である、協贊を得て居る金を支出するのは其責任が輕いけれども、毫も協贊を得て居ない——憲法が認めて居ない所の剰餘金を支出する場合に於て、政府は責任が重大である、故に議院に於て承諾せざる場合は、内閣全體が政治上の責任を負ふものなりと云ふ所の、此二つの決定を委員會及本會議に於て明確に其當時高橋君から聲明されて居るのであります、此事に付ては其當時現大藏大臣は大藏次官でありまして、此顛末は能く御承知の事と思ひます、現内閣は此剰餘金の支出は、憲法上如何なる根據を以て議會に其承諾を求むるのであるか、提出さるるのであるか、此點に付て明確なる御答辯を望みたいと思ふのであります。

○議長（大岡育造君）　勝田大藏大臣。

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣（勝田主計君）　唯今松田君よりの御尋は松田君より既に御述になりました如くに、殆ど帝國議會開設當時より論難攻究されて居る所の問題でありまするので、憲法上の解釋等に付ては最早私共が此處に彼此申す程の事でも無い位であります、さう致しまして御承知の如くに、是等の憲法問題と云ふものは甚だ微細なる、極めて解決の出來惡い問題であると云ふことの御考から致しまして、當議會に於かせられましても——第九でありましたかの議會に於かせられましても、此憲法問題と云ふものは寧ろ事實の問題として、之を是非して行つたらば宜からうと云ふやうなことに相成つて居りまして、即ち之を提出致しまして、是が果して不當なものであるならば不當として責め、又は適當なるものであれば適當として承諾を與へると云ふ、斯う云ふことになりまして、是が今日まで習慣を來して居ると考へまするので、それで政府としては強て此憲法の六十四條の三項の解釋等を、此處に云爲せずして、幸に此の如き良習慣——慣例が此議會に於て出來て居ると云ふことでありますれば、成るべくどうか是で一つ解決して行きたい、而して其承諾を求むる所のものに付ては、果して不正當なるものがあつて、之を不正當と御認めになるやうな場合には、是は又其時に於て相當の考慮を致すと云ふことにして宜しい、斯う云ふやうな譯で、今日は現政府と致しましても、多數の是まで政府が執つて居りました所の、詰り慣例に依ると云ふ寧ろ方法を以て、餘り微細な憲法の議論を入釜敷く致さぬと云ふことでやつて行きたい、斯樣に考へて居る次第でありますので、尚ほ憲法の六け敷い議論に相成りますれば、或は又委員會等に於きまして、松田君と相當に所信を交換致しても宜いと思ふのでありますが、大體は幸にして今日多年斯の如き慣例が出來て居る事でありますからそれはどうか此議案等に付て御審議下されば、甚だ多幸とする所であります。

○松田源治君　議長。

○議長（大岡育造君）　松田源治君。

○松田源治君　簡單に質問致します、要するに政府は此剰餘金の支出を議會に提出するに當つて、憲法の六十四條の二項、即ち豫備金の場合と同一なる條項を根據として提出するのであるか、山本内閣に於て確定して、時の高橋大藏大臣が本議會に於て聲明し、本會議に多數を以て高橋君の聲明を是認した、憲法に認めざる行爲であるが、責任解除の爲め提出する、斯う云ふ事に向つて提出爲さるのであるか、此點を明確に致して置きたいと思ひます。

○議長（大岡育造君）　勝田大藏大臣。

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣（勝田主計君）　剰餘金の支出に付きましては、憲法の六十四條二項に於きまして、色々解釋がありまして、詰り是等の事柄は憲法に於ては認めて居らぬ所の事柄でありますが、又一面に於ては禁じて居らない事柄であると云ふやうなことであります、併ながら此點に付て政府は多年衆議院の議論にも重きを置きまして、餘り憲法の解釋上に於て彼此爭議を致さない、故に是は憲法の六十四條第二項に依りまして、其二項に依て提出を致すと云ふ形式を以て是まで來て居りますので（「のう〳〵」と呼ぶ者あり）今日政府は之を提出致しましたのも、其趣旨に於て提出を致して居りますのでございます。

○議長（大岡育造君）　日程第四、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數は特に十八名とし議長に於て指名せられむことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ないものと認めます、仍て本案は議長指名十八名の委員に付託することに決しました。

○岩崎勳君　議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち此所に第一號大正六年度歳入歳出總豫算追加案、及特第一號、大正六年度各特別會計歳入歳出豫算案、此兩案を一括して議題となし、委員長の報告を求め、且つ其審議を續行せられむことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の日程變更動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、仍て日程は變更せられました、委員長小川平吉君の報告を求めます。

（第一號）大正六年度歳入歳出總豫算追加案（委員長報告）

（特第一號）大正六年度各特別會計歳入歳出豫算案（委員長報告）

〔小川平吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○小川平吉君　大正六年度歳入歳出總豫算追加、大正六年度各特別會計歳入歳出豫算追加、兩案に付て豫算委員會の顚末を御報告致します、大正六年度歳入歳出總豫算の追加案は千三百餘萬圓でございます其歳入は專賣定價引上に依り專賣局益金の增加すべきもの、兵器の臨時製作增加に依り、砲兵工廠益金の增加すべきもの、物品拂下代金の增加すべきもの利子收入の增加すべきもの、並に國防費獻納金を以て歳入と致して居ります、其歳出は頗る多數に亘つて居るのでございまするが、主として時局の推移と經濟狀態の變化、物價の騰貴等に基きて生じました所の經費の不足が多いのであります、即ち其主なるものを申しますれば、陸軍に於ける糧秣費の不足を生じたる金額六百三十萬圓等が主なるものであります、又其他特に注目すべき事柄は、租稅の增收の爲めに市町村に對する交付金の支出に不足を生じました金高が百二十二萬圓、又國防費獻納金を基として新に航空隊設備費に追加致しまする金高が百餘萬圓或は又貴衆兩院に於て臨時議會開會等の爲めに生じましたる不足金二十四萬圓、是等が其主なるものでございます、其外の細かい事柄に亘りましては御手許に配付してありまする所の書類に付て御覽を願ひたいのであります說明を省略致します、又大正六年度各特別會計歳入歳出に至りましては、其最も大なるものは即ち臨時國庫證券收入金並に支出、是は臨時國庫證券の利子支拂等が主なるものになつて居ります、又臺灣總督府の收支百三十餘萬圓、是は通信費、鐵道作業費、電氣作業費等の增加であります、其收入は租稅並に官業及官有財產の收入を以て之に充てゝあります、其他の特別會計に於ける歳入歳出は、左迄大なるものはございませぬ、皆百萬圓以下のものであります、其內に於て印刷局の作業收入三十餘萬圓の增加、之に對する歳出は小額紙幣の製造並に公債證書の製造等に充てられてあります、其他のものに至りましては一々此所に御說明を申す程の必要はないと考へます、御手許にある所の書類に付て御覽を願ひます、委員會に於ては何れも必要已むを得ざるものと認めまして、滿場一致を以て兩案とも可決を致しました、此段御報告を致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　委員長の報告に兩案とも御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て委員長報告通り可決確定したることを宣告致します

○元田肇君　私は此際許可を得て、工業動員法の委員會を開きたいと思ひます、御許しを願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します――日程第五、有價證券割賦販賣業法は委員長の都合に依り、報告延期を申出でられました之を許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て延期に決しました――日程第六、巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案第一讀會の續を開きます委員長田村順之助君。

第六　巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案　第一讀會の續（委員長報告）

〔田村順之助君登壇〕

〔拍手起る〕

○田村順之助君　本案の委員會の經過結果を御報告致します、本案は諸君御存じの通り極く簡單なる案で、是は政府委員と質問應答を重ねた結果、大阪の大火に依る消防の改善から生じたもので、甚だ必要なる改正と委員會は認めました、引續いて京都神奈川兵庫へも此案を施行しなければならぬと云ふ必要に迫つて、此改正を政府が求めた譯でございまして委員會に於ては全員一致を以て本案を贊成致しました、仍て諸君に於ても御贊成を請ひます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否やを御諮り致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　本案は第二讀會を開くことに決しました。

○岩崎勳君　直ちに引續き二讀會を開き三讀會を省略して委員長報告通り可決確定せられむことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はないと認めます、仍て直ちに二讀會を開き議案の全部を議題と致します。

巡査看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案　第二讀會（確定議）

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ三讀會を省略して可決確定したることを宣告致します――日程第七、日程第八、日程第九、右三案を一括して第二讀會を開き三議案全部を議題と致します。

第七　刑法中改正法律案（赤尾彥作君提出）　第二讀會

第八　人權保護に關する法律案（高木益太郎君提出）　第二讀會

第九　刑事訴訟法中改正法律案（高木益太郎君提出）　第二讀會

○岩崎勳君　本員は玆に此三案を併合して一の修正動議を提出致します、即ち標題を「裁判檢察及警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者ノ所罰ニ關スル法律案」と改めまして、本文を「裁判檢察及警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其ノ職務ヲ行フニ當リ詐言ヲ用ヰ若クハ恐嚇ヲ加ヘタル時ハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」斯樣に改めたいと云ふのであります、其理由は委員會に於ける修正の議決は、第一讀會の際に於きまして、中西六三郎君の質疑に依て詳述せられました如くに、規定が餘りに漠汎に失しまして、解釋適用上甚だ困難を生ずることが多いと云ふことを慮るゝのであります、それ故に規定を極めて簡明直截に致しまして、且つ三案の趣意を貫かん爲に玆に此修正案を提出する次第であります、何卒滿場の御贊同を仰ぎます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　此修正は贊成者がありますから成立致しました――別に討論が無ければ決を採ります、岩崎君の修正に付て先づ決を採ります、岩崎君の修正に御同意の諸君の起立を求めます。

起立者　多數

○議長（大岡育造君）　多數――岩崎君の修正通りに二讀會は決しました。

○岩崎勳君　直ちに本案の三讀會を開き、第二讀會に於ての議決通り可決確定せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ直ちに三讀會を開き議案の全部を議題と致します。

裁判檢察及警察の職務を行ひ又は之を補助する者の所罰に關する法律案　第三讀會

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て本案は可決確定したることを宣告致します、日程第十、神祇に關する特別官衙設置建議案を議題と致します、提出者岩崎勳君。

第十　神祇に關する特別官衙設置建議案（岩崎勳君外十三名提出）

神祇に關する特別官衙設置建議案

神祇に關する特別官衙設置建議

祭政一致は我か國體の精華にして敬神崇祖は我か敎育の淵源なるを以て政府は內務陸軍海軍の三省朝鮮臺灣兩總督府及樺太廳所管の神社行政を統一し左記事項を管掌せしむるか爲神祇に關する特別官衙を設置すへし

神祇に關する特別官衙管掌事項

一　祭祀に關する件
二　神社費に關する件
三　神社修造に關する件
四　神官神職任免に關する件
五　神官神職養成に關する件
六　神社調査に關する件
七　雅樂に關する件
八　公的禮式に關する件
九　其の他神祇に關する一切の件

右建議す

〔岩崎勳君登壇〕

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　諸君、本員は玆に本案提出の理由を極めて簡明に申述べる積りであります、本案は各派有志十四名の連署提出に係つて居ります、而して又各派多數有志諸君贊成の下に提出せられて居るのであります事は祭政一致の根本義及神社行政の統一に關する極めて重要なる問題であります、抑々我國に於きましては御承知の通り政治即ち祭事であります「マツリゴト」即ち祭事であります、即ち祭政一致は我國家創始の時代より、歷代不磨の原則典例でありまして、明治大正の御代に至る迄、我國體の精華と

せられて居ります、之に伴ふ敬神崇祖の觀念は實に我國民性の樞軸を爲して居るものであります、中世一切の制度を隋唐に模倣せる時代に於きまして、戰亂の世、武門政を執つて居ります時代に於きましても、尙且此國風を曲げたることは無いのであります而して王政維新の後に數次の變遷を經まして、總に內務省の一部局として社寺局を設けまして、宗教と併せて神社行政を管掌せしめたのでありますが、甚だ外觀振はざるが如き有樣でありましたのは、蓋歐米崇拜の餘波を受けたる結果ではあるまいかと思はれるのであります、日淸日露兩戰役の後、敬神崇祖の觀念が勃然として振興しまして、政府は本院の建議に基きまして神社局を特設して、之れを內務省各局の主班に置きまして、宗教行政と區別致したのでありますが、其の規模甚だ狹少でありまして、職員の數は大臣官房の一課にだも及ばざるが如き有樣であつたのであります、其の所管は又纔に神社會計の監督と、神官神職の任免とを掌るに止つて居つたのでありまして、固より國家風教の源泉たる祭祀典例の重任に堪ふべきもなかつたのであります、今や前古未曾有の大戰亂に遭遇致しまして、內外人心の動搖は實に容易ならざる有樣であります、我大和民族の國民性に對しまして、重大なる時機に際會して居ること丶信ずるのであります、政府も亦之に鑑みまして、或は義務教育費國庫負擔を提案し、化學工業の作興に勗め、今又軍需工業動員法案の審議を求むるやうな事は致して居りますが、未だ以て我大和民族の國民性を振興發揚することに關して、徹底したる施設ありと云ふことは出來ないのであります、本員等の理想とする所は、更に進んで國民形而上の施設に及び、以て皇運を扶翼し國運の進展を圖り、萬代不易萬邦無比の我國體を保持發揚せんと欲するのにあるのであります、而して神社は實に是等國民性に關する我帝國の國家的要件を、歷史的且つ具體的に表現する所のものであります、是が爲に其行政を統一して、特別の官衙を設置し、其能率を增進せしむることは、實に工業動員產業動員にも增して重要なる問題であります、是れ眞に我國民性に對する動員とも稱すべき問題であります、神祇に關する特別官衙設立の議は、本院に於きましても屢々繰返されたる所でありまして、既に滿場一致を以て其建議を可決したることもあるのであります、然るに今日迄事情の許さゞるものがありまして、神社行政の統一を見ることの出來ないのは、本員等の甚だ遺憾とする所であります、神宮及神社の大部分は內務省神社局の所管でありますが、別格官幣社靖國神社は陸海軍省の所管に屬し、官幣大社臺灣神社は臺灣總督府に、官幣大社樺太神社は樺太廳に、各別箇の行政系統に屬し、近く官幣大社朝鮮神宮創立の曉に於ては朝鮮總督府の所管たらんと致して居るのであります斯の如きは決して我國民性を統一すべき施設と云ふことは出來ないのでありまして、即ち神社行政の統一を要する所以の理由となるのであります、祭祀即ち祭事は國家の重典でありまして、其行事作法は國民道德の規準となるのであります、之に關しては內務省神社局管掌の下に、一部規定せられて居る所はありますが、是亦盡さゞる所が甚だ多いのであります、神社費に關する事、神社造修に關する事も亦遺憾甚だ多きを思ふものであります、神官神職の任免に關する事項は、內務省神社局に於て管掌する所ではありますが、更に一府其銓衡に注意するの必要を思ふものであります、神官神職の養成に關する施設も亦萎微として振はざる有樣でありまして、將來に對し是等も亦憂慮に堪へざる事柄であります、神社調査に關する事項も粗漏杜撰の憾が無いではありませぬ、其他雅樂に關する事、公的禮式に關する事等は、更に大なる改善を要する事柄であると信ずるのであります、是亦本案提出を要する理由の一つであります、諸君、今や世界共同の敵たる獨逸の勢力は露國の屈伏に因りて東漸して早晚干戈の間に於てか或は生存競爭場裡に於てか、彼と我との大衝突は遂に免るべからざるの勢ひを爲して居るのであります此時に膺り、彼獨逸國が此大時局を支持するが爲に而して其勝利の目的を貫かんが爲に、殆ど國家の表裏內外の全部に亘つて大動員を決行致しまして、全國家を擧げて其大目的貫徹の一點に集注せしめて居る事柄は、敵ながらも實に侮るべからざるものがあると信ずるのであります、本員等は是等過去及現在の事蹟に鑑みまして、深く現在及將來を考慮するが爲めに、先づ我が大和民族の國民性に對する大動員の先驅として、爰に本案を提出する所以であります切に滿堂諸君の御贊同を仰ぎます。

○廣岡宇一郎君　本案は議長指名十八名の委員に附託せしめられむことの動議を提出致します。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　廣岡君の動議に御異議はないと認めます、仍て本案は議長指名十八名の委員に付託するに決します。

○吉田中君　重要物產組合法中改正法律案の委員會を開きます、御許可を……

○岩崎勳君　日程第十一、第十二は提案者の都合に依りまして、延期せられむことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　日程第十一、第十二に付ては延期の動議が出ました、御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　二つながら御異議はないと思ひます、仍て延期に決しました、日程第十三、第十四の議案は一括議題と爲すに御異議はありませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議はないと認めます、一括議題と致します、日程第十三、不動產金融改善に關する建議案、第十四、普通銀行の金融に關する建議案、提出者小山松壽君。

第十三　不動產金融改善に關する建議案（小山松壽君外三名提出）

不動產金融改善に關する建議案

不動產金融改善に關する建議

政府は普通銀行（貯蓄銀行を含む）の不動產抵當債權に對し融通の途を開き地方金融の圓滑を計る爲日本勸業銀行法及農工銀行法の改正を爲すへし

右建議す

第十四　普通銀行の金融に關する建議案（堀川美哉君外六名提出）

普通銀行の金融に關する建議案

普通銀行の金融に關する建議

政府は日本勸業銀行法及農工銀行法に規定せる債權擔保貸付の如き方法に依り普通銀行（貯蓄銀行を含む）の不動產抵當權に對し兩銀行より資金融通の途を開くへし

右建議す

〔小山松壽君登壇〕

○小山松壽君　諸君、本案提出の理由を說明致したいと思ひます、不動產金融改善に關する此問題は、久しき問題でありまして、即ち普通銀行が現に有し若くは將來有せむとする不動產の擔保權を以て、金融の途を開きたいと云ふことの目的であります、第一と致しましては、普通の銀行が現に所有致して居りまする不動產の擔保權は、三億八千萬圓と云ふことに最近の調査になつて居ります、是は孰れの所にも融通の途がありませぬので、現に固定致して居るのでありますから、此金融財界の上から見ましても此途を開きたい、而して即ち持つて居りまする擔保權を資金化すると云ふことの趣旨に依るのが一つであります、第二と致しましては、農村振興と云ふ聲が年と共に囂しくなつて居るのでありますけれども而も其實が遲々として擧りませぬ、是は如何なる理由であるかと申しますると其原因は多々ありませう固より一つではないと考へまするが、我國の不動產金融の最近の調査に依りますれば、不動產擔保になつて居るものが十五億に達して居ります、而して其十五億の中、唯今申上げました普通銀行の現に有して居りまするものが三億八千萬圓、それから勸業、農工、拓殖、三銀行の貸出しになつて居りまするものが三億二千萬圓、併せて七億萬、即ち十五億中七億圓と云ふものを差引きました殘り八億、此八億と云ふものがどう云ふ風に貸出されて居るかと申しますると、是は所謂個人の金貸業、是等の人々に依て融通の途を爲して居るのでありますから、隨つて金利は高率であります、殊に甚だしきものもありまするが、是は平均を致しますると一割二分に當つて居ります、是等は全く農村の振興が金融の疏通を缺き、金利の高率であると云ふことの結果と致しまして、振興遲々たるものであると云ふことは、爭へぬ理由の一つになつて居るのであります、是が即ち第二の理由であります、然らば之をどうするかと云ふことは、第三の問題になるのでありますが、此普通銀行が有して居りまする約四億に近いもの、是は最近十年間の統計に依て見ますると、年々三千萬圓宛の增加になつて居ります、尙此勢は益々其率を增さうと云ふ事情の下にあるのでありますから、之を資金化するには、即ち銀行法の日本勸業銀行及農工銀行の此兩銀行法を改正致しまして、普通銀行が一方に於て日本銀行に對して融通の途を得て居りまする時に、他に於て勸業銀行に此融通の途を得せしめ、即ち右翼に日本銀行あり、左翼に勸業銀行あり、此の兩翼を全からしめて、不動產債券擔保の固定して居りまするものを、資金化せむと云ふことの趣旨が本案を提出致しました大體の理由であります、此事

は衆議院の各派に於て有志諸君の御研究になつて居りまする農村——農政研究會等に於かれましても、十分に努力を盡されました問題でありまして、而も全國の銀行の最大多數——僅に東京大阪の一部の人は此議に與からぬ者もありまするが、最大多數の希望でありまして、是は殊に此戰後經營農村の振興、農村の產業を發達せしむると云ふことに、至大の關係を有するものでありまするから、何卒諸君の御贊成を得まして、本建議案をして成立せしめ、一日も速に此趣旨を達するやうに致したいと云ふことを、切望に堪へぬ次第であります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　堀川君。

〔堀川美哉君登壇〕

〔拍手起る〕

○堀川美哉君　唯今小山松壽君より說明せられましたる所と、略々同一、否殆ど全く同一の建議でありますから、私は極めて簡單に其要旨を述べたいと思ふのであります、本員等の建議致しまする所の要旨は、之を要するに普通銀行が不動產擔保を以て貸付けてありまする所の、其貸付金を資金化したい、即ち其不動產債權及抵當權を再擔保と致しまして、勸業銀行及農工銀行より資金の融通を受けたい、就ては政府は勸業銀行及農工銀行法を改正して、普通銀行に對して斯の如き貸付を爲し得るやうにせられたい、斯う云ふ事を建議するのであります、誤解を避けまする爲に、私は此建議の目的を聊か述べたいのであります、本員等建議の目的は銀行業者の救濟と云ふ意味ではないのであります、寧ろ吾々は之に依て地方の沈衰せる所の金融界を振興したい、中央に於ける橫溢せる資金を、振はざる所の地方に之を廻してからに、都鄙金融の調節を圖りたい、都會の金利と地方の金利とは非常な差がある、其差を接近せしめたい、斯う言ふのが即ち本員の建議の目的であります、而して其一方法として——一つの方法として此普通銀行が有する所の不動產貸付を資金化したいと云ふのが即ち本員等の目的であります、此事情を申しまするに付きまして、現在普通銀行が貸付けてありまする所の資金の狀態を見まするに、現在普通銀行が九億二千萬圓と云ふ貸付を爲して居るのであります、是は大正四年末の調であります、其中約三億六千萬圓と云ふのが此不動產に對して貸付けて居るのであります、而して此割合は小山君も言はれましたが如く、年々約三千萬圓の割合を以て增加しつゝあるのであります、年々三千萬圓の割合を以て——次に現在に於きましては約四億內外の資金が此不動產に對して貸付けてある、是が現在停滯して居ると云ふ所の狀態であります、普通の銀行業務に關する思想から言ひますれば、普通銀行即ち預金銀行が、不動產に對して貸付を爲すと云ふことは、而して餘りに多額の貸付を爲すと云ふことは、甚だ不謹愼なことである、預金銀行である所の普通銀行は其性質上努めて短期の貸付を爲すべきものである、斯く言はれる人もあるのであります、而して此說は現在に於ける銀行論の學者、或は又從來の銀行に關する業務の學說を唱へられる人々の說であります、併しながら日本の實際の狀況は如何であるかと云ひますると、約九億二千萬圓中に於て、普通銀行が四億內外の不動產貸付を爲すと云ふ程に、此の不動產貸付資金の需要が多いのであります、現在東京、大阪、京都、神戸、名古屋、橫濱と云ひまするが如く六大都市の大銀行家を除く其の他の小銀行家は、何を以つて資金の融通を爲すかと云へば、主として不動產であります、而して此普通銀行を利用するところの地方の企業家も、何を以つて資金の融通を圖ると言ひますれば彼等は不動產以外に有力なる抵當物を持たぬのであります、是れに於いてか、どうしても不動產抵當貸金と云ふことが、地方銀行業務の重要なる職務となるのであります、此の重要なる職務を閑却して、單に短期の證券貸付、或は信用貸付のみに依賴しやうとしたならば、地方銀行は其の地方に於ける銀行業者としての機能を完全に盡すことが出來ないのであります、地方の企業家も亦此不動產抵當貸付に依らずして資金の融通を十分に受けると云ふ事は出來ないのでありますそこで此地方銀行先程から申しまするが如く、四億內外の不動產貸付を爲して居ります所の地方銀行は、如何なる狀態にあるかと云へば、殆ど是は孤立無援の狀態にあるのであります、何が故に孤立無援であるか普通銀行の親銀行は日本銀行である、日本銀行は此等の銀行に對して如何にして親銀行たるの實を盡すかと申しますければ、日本銀行には見返擔保の制度がありま併ながら本員が先刻から申しまするが如くに、地方銀行に於ては此日本銀行が、認めて以て見返擔保として取る丈の確實なる證券を持たない、若し普通銀行が證券を持つて居つたとしても、其證券なるものには、日本銀行が到底之に對して資金の融通を得さないのであります、而して地方銀行が最も確實なる貸付は何であるかと云へば、不動產貸付である（「簡單」と呼ぶ者あり）此に於てか普通銀行の不動產貸付に對しては、何等資金化の途が無い、彼等の有する證券は極めて少額である、或は極めて微々たるものである、確實なものでない、此に於てか日本銀行よりも融通を受くることが出來ない、即ち普通銀行は現に孤立無援の狀態である、殆ど孤立無援の狀態にあると云ふことが、是れ抑々我日本の地方の金融狀態をして、萎靡沈衰せしむる所の重大なる原因なりと本員は考へるのであります、此理由に依りまして、本員は普通銀行の有する所の不動產貸付、之に對して勸業銀行及農工銀行が資金の融通を爲し得るやう、此等兩銀行法を改正せられたい、斯く建議するのであります、或は曰く、勸業銀行及農工銀行に於ては斯の如き資金が無い、四億に近い所の此不動產抵當貸付に對して、融通する丈の資金が無い、斯く言はれるでありませう、私は、此點を主張するのは本建議の目的ではありませぬが、茲に一つ指摘したいのであります、現在大藏省預金部には四億內外の預金があるのであります、此四億圓の資金は何であるか、是は悉く地方の零碎の資金を集めたものである、地方より流れ込んだものである、之を大藏省が財政上の遣繰に使ひ、或は其大部分を擧げて海外の證券を所有すると云ふが如きは、抑々誤つたる手段である、之を地方に融通して、勸業銀行及農工銀行に融通し、或は勸業債券、農工債券を以て、而して此資金を以て地方の銀行の有する所の不動產貸付の資金に融通する、斯の如き途を開かれるのも、一の方法であらうと思ひます、諸君も御承知の如く、地方の經濟狀態はどう云ふ狀態であるかと云へば、租稅の增加と郵便貯金の吸收、それから保險會社の活動と云ふが如き、種々の原因に依りまして、地方資金は益々中央に集中されると云ふ狀態に在るのであります、斯の如き場合に於きまして、何とかして本員等は都鄙金融の調節を圖りたい、中央に橫溢せる資金を地方に廻したい、之を希望する次第であります、其の一の手段として、地方普通銀行の有する不動產貸付に對して、勸業銀行及農工銀行が門戸を開いて、之に對して資金の融通の途を開きたいと云ふのが、本員等の建議の趣意であります、何卒滿堂の御贊同を仰ぐ次第であります（拍手する者あり）

○議長（大岡育造君）　高橋本吉君。

○高橋本吉君　議長。

〔高橋本吉君登壇〕

○高橋本吉君　本案の提出者に對して、極めて簡單に質問して、明瞭に致したい點があるのであります、本案と同一の事柄は、今後に提出された諸君に依て紹介されて請願にもなつて居りまして、本員は之に對しては、多大の敬意を拂つて研究して居るのであります、地方の金融を圓滑にする、中央に有り餘つた金を以て地方に注ぐ、是丈の趣旨に於ては本員も雙手を擧げて歡迎する者でありますが、茲に一つ之を明瞭にして置きたいと思ふ點は、勸業銀行又は農工銀行は、本來の使命と致しまして、農工業者に對して起業の資金を供給する、而も之を低利、長期の貸付に依て供給すると云ふのが本來の使命であります、今本案を提出された御方々の說明を承つて見ますると云ふと、金融調節の目的であると仰しやいますけれども、それが勸業銀行又は農工銀行の本來の使命を尊重して、此案を御提出になつたのでありますか、或は勸業銀行は其創立以來今日まで色々の變遷を經て居るから、最早今日に於ては之を以て一般抵當銀行と看做しても宜い時機に在ると云ふ御考の立場に立つて居られるか、是は本案の採否に取りまして、將來殊に吾々が最も望む所の農工資金の調達に、大なる影響のある問題と思ひますから、之を明かにしたいと思ふのであります、小山君の御說明に於ては、三億八千萬圓と云ふものを既に不動產に放資されて居る、それを今日から引上げて融通を付けて行くやうに仰しやいました、それから堀川君の御說明を伺つて見まするると、其時期に付ては何等の事も仰せられてない、是は如何なる時に於て、其三億八千萬圓、或は三億八千萬圓の中の幾部分を、今直に勸業銀行から借換へたい、或は又農工銀行から借換へたいと云ふのでありますか、又もう一つ明にしたいのは、農工銀行は果して斯う云ふ事を融通するに可能なる狀態であるかと云ふことを、明かにして置きたいと思ふ、堀川君の御說明中に、是は銀行救濟の目的ではない、主として地方に向つての金融の爲であると仰せられたが、段々の御說明中に、普通

銀行と云ふものは孤立無援の狀態に在る、極めて普通銀行に御同情である、それから又小山君の御說明に依ると是と違ひまして、普通銀行は右に日本銀行を控へて居る、今度左に勸業銀行を提へることが出來れば、兩翼を具して雄飛するに宜いと云ふ御考のやうであります、而して是は斯の如くなつた曉に於ては、農工銀行に是が如何なる影響を及ぼすべきものであるかと云ふことは、大に考へなければならぬ點と思ひます、でありまするから若し此案の出方に依りましては、是が勸業銀行及農工銀行の創立の趣旨に、變化を與へることになると考へられるのであります、それ故に此點丈を明瞭にして置きたいと思ふのであります。

○堀川美哉君　高橋君の御質問に答へます、第一に高橋君は、勸業銀行及農工銀行の創立以來の趣旨に鑑みて、之に對して本員等の建議は矛盾せるかの如くに言はれたのでありますが、私共は毫も勸業銀行及農工銀行の業務に差支ないと思ふ、何となれば勸業銀行及農工銀行に對して吾々は資金の融通の途を圖られたい、而して其資金を以て勸業銀行及農工銀行より、地方普通銀行に融通せられたい、斯く建議するのであります、第二に高橋君は、如何なる時期に於て幾何を融通するか、小山君の建議と本員の建議との間に相違がある、斯う言はれたのであります無論說明には不完全な所もありませうし、殊に小山君と本員との間に相違はあるかも知れませぬが、本員等は斯く考へて居ります、即ち資金の融通と云ふことに於きましては、是は銀行家の自制と、さうして其地方の要求とに依るべきものでありまして、現に四億內外の不動產貸付がしてあるのを一時に融通せよ、斯く言ふのではありませぬ、其必要に應じて徐ろに融通の途を開けば宜しい、而して政府は此法律を改正するの時機に付きましては、出來得る限り速にと云ふことを希望するのであります、今直ちにと云ふ意味ではありませぬ、出來得る限り速に此法律を改正して、普通銀行に對して資金の融通の出來得るやうにせられたい、斯く建議するのであります第三に地方金融の目的に付きまして、私は本建議は銀行の救濟ではないと申しました、無論吾々の目的は銀行救濟の目的ではないのであります、併ながら地方金融を圓滑にするが爲には、地方に於きまして金融上の重要なる職務を有して居ります、地方銀行に對して、資金の融通を爲すことが、即ち地方に於ける金融調節の根本となるのであります、故に本員は必ずしも銀行家救濟の途ではないが、併ながら主として地方の金融の調節を圖る、斯く申したのであります、以上の如くだと思ひます、尙ほ御質問が有れば……

○小山松壽君　高橋君の御尋に對して堀川君から三つの要領を御答になりましたが、最後に一つ殘つて居るのであります、是は私から御答致します、若し本建議の趣旨を實現するならば、農工銀行の營業を侵害しはしないかと、斯う云ふ御問のやうに承りました、是は隨分重大な問題でありまして、傳ふる所に依りますれば、政府は勸業銀行及農工銀行の兩銀行合倂に關する法律案を、當議會に提出するやに傳へられて居つたのでありますが、其間の事情は如何でありますか、現にまだ其法案は出て參りませぬ、併ながら是は重大な懸案として審議されて居ることと存じます、若し右法案を當議會に提出され、若くは將來に提出される場合に於きまして、之が實現する事になりますると、本員等が玆に建議を致して居りまする問題に、直ちに關係を及ぼして來るのであります、若し斯う云ふ法律案が將來其成立致しますれば此農工銀行に對して云々と云ふ御質問は隨つて消滅するのでありますが、現在に存して居る法律の上から見て、其營業權を侵害しはしないかと云ふやうな御話であります、質問者は第一問に於て、勸業銀行及農工銀行は其貸出が低利であつて、而して長期であると云ふ事の御了解がありました、私も左樣に信じて居ります、所が普通の銀行の方は貸出は短期であつて、決して長期のものは好みませぬ、又長期のものは營業が許しませぬ、金利も差が有ります故に此營業機能の發揮の上から見まして、決して質問者が多く憂へらるるやうな結果は生じない事と本員等は信じて居ります、御了解になるやうに願ひたい次第であります。

○岩崎勳君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎君。

○岩崎勳君　兩案を一括して、議長指名を以て、特に十八名の委員に付託せられむことを希望致します

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議が無ければ此の兩案は議長指名十八名の委員に付託することに決しました――日程第十五、陰陽連絡廣江鐵道速成に關する建議案を議題と致します――委員長米田穰君。

第十五　陰陽連絡廣江鐵道速成に關する建議案　(恒松隆慶君提出)　(委員長報告)

○西田鋭吉君　議長、私が代つて報告致します。

○議長(大岡育造君)　西田君。

〔西田鋭吉君登壇〕

○西田鋭吉君　過日米田委員長が缺席でありましたから、本員より御報告致します、此案は廣島からして島根縣の江津と云ふ所迄、鐵道を敷設して貰ひたいと云ふ建議であります、若し直に此線路の敷設に著手することが出來ないと云ふ事であるならば、廣島から三次迄敷設せられてある所の輕便鐵道を利用して三次から江津迄を速成せられたいと云ふのが本案の趣意であります。委員會に於きましては政府の意嚮を尋ねました所が、陸軍省の政府委員は、軍事上最も必要なる線路なりと答へ、又鐵道院の政府委員も、陰陽連絡線として洵に必要なる線路であると認めて居ると云ふ答辯でありました、愼重考慮の末滿場一致を以つて可決致しました、此段御報告致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎君。

○岩崎勳君　本案は委員會に於て決定通り可決せられむことを希望致します。

○議長(大岡育造君)　御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なければ委員長報告通り可決致しました――日程第十六、輸出綿織物檢查所設置に關する建議案を議題と致します――委員長田邊熊一君。

第十六　輸出綿織物檢查所設置に關する建議案　(隅田豊吉君外二名提出)　(委員長報告)

〔田邊熊一君登壇〕

○田邊熊一君　本案委員會の經過並に結果の御報告を致します、本案は歐洲戰亂勃發以來、我織物の輸出は著しく發展致しまして、我輸出貿易中第三位を占むるに至りました、其金額は一億二千七百萬圓の巨額に上つたのであります、洵に國家の爲めに慶賀に堪へぬ次第であります、然るに早くも我製品が、一部に於て粗製濫造の弊が起つて來たのであります今に於て此粗製濫造を匡正するにあらずんば、到底今後此の貿易を發達助長する事が困難である、即ち其の善後策を確立する期が到來致したのでありまして、唯今此隅田君外數名の諸君が本建議案を提出せられたことは、洵に措置を得たことと思ひます、委員會は重要な問題として政府委員の出席を求めて、愼重に審議を致しまして、豫て御手許に御配付申上げました如く、修正案を可決致した譯であります、其內容は輸出綿織物の檢查所を建てると云ふ事でありますが故に、先づ當業者の自覺自省に待たなければならぬことは勿論でありますが、政府も之に向つて嚴重な監督をしなければならぬ故に、先づ產地及輸出港に於て檢查所を設置する事に致しまして、此產地には地方團體同業組合、若くは同業組合聯合會等に於て檢查を希望する心持が無ければならぬのでありまするが故に、政府は之に勸誘して其檢查所を設置せしむる、さうして相當の補助金を之に與へる、檢查員は公平を保たんが爲めに、政府が其檢查員を任命することに致したのであります、一定の標準を示しまして、即ち內訓を以て一定の標準を示し嚴重の檢查をして、省令を以て其の合格品に非ざるものゝ輸出を禁ずると云ふ政府の意嚮であります、委員會は滿場一致を以て修正可決したのでありますから、政府の同意を求めたる所、政府委員も全然之に同意の旨を言明致しました、右の次第でありまするが故に今日の場合に於て願くば我輸出獎勵の爲に、滿場諸君一致御贊成あらむ事を希望致します。

○岩崎勳君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎君。

○岩崎勳君　本案は委員長報告通修正可決せられんことを希望致します。

○議長(大岡育造君)　委員長報告通り御異議はありませぬか。〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　異議なしと認めます、仍て本建議案は委員長報告通り可決したることを宣告致します、日程第十七、野岩羽鐵道建設に關する建議案を議題と致します、委員長戸狩權之助君。

第十七　野岩羽鐵道建設に關する建議案

（八田宗吉君外六名提出）（委員長報告）

〔戸狩權之助君登壇〕

〔拍手起る〕

○戸狩權之助君　野岩羽鐵道建設に關する建議案、委員會の經過及結果を御報告致します、本鐵道は栃木縣今市より分岐を致しまして、福島縣田島若松を經、山形縣米澤に至る鐵道であります、本鐵道の必要なることは、既に三十一議會に於て滿場一致を以て建議を可決した案であります、此度も八田宗吉君から提出になりまして、三十一議會に滿場一致を以て決議して居るに拘らず、今以て政府の方では著手をしないのでありますから、一日も早く本線路に著手して貰ひたいと云ふ建議であります、委員會は二回開きまして、政府に質問致しまして、本線の必要なる事は――八田宗吉君の說明の通り必要であるならば、政府は何年度から之に著手するかに付ては、政府は之に對して、何年度から著手すると云ふことは、今日は明言することは出來ない、仍て委員會は成べく財政の許す限り速に著手せられんことを希望すると云ふ條件を以て、滿場一致を以て可決したのであります、滿堂の諸君の御賛成あらむことを希望致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勲君　本案は委員長報告通り、可決せられむことを希望致します。

○議長(大岡育造君)　委員長報告通り御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　異議なしと認めます、仍て本建議案は可決したることを宣告致します。

○岩崎勲君　再び議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち先きに延會に決したる日程第十一、津山上郡間鐵道建設に關する建議案、日程第十二、津山智頭間鐵道建設に關する建議案、此兩案を一括して更めて議題となし、各々提出者の說明を求め且つ其審議を續行せられん事を希望致します。

〔「贊成」「反對」と呼ふ者あり〕

○伊東知也君　議長。

○議長(大岡育造君)　伊東知也君。

○伊東知也君　さう輕々しく一日の中に、何遍も止めたりやり直したりすることは私は反對であります（「理由如何」と呼ふ者あり）理由は餘りに輕々しく、院議を尊重せざるものと認めるのであります、私は反對致します。

○野村嘉六君　議事進行上必要ならば私は差支ないと存じます。

○議長(大岡育造君)　反對もありますから決を採ります、日程變更に反對の諸君は起立を願ひます。

起立者　少數

○議長(大岡育造君)　少數であります、仍て日程は變更せられました、即ち日程第十一、第十二、共に此場合報告を受けて審議を致します、福井三郎君。

第十一　津山上郡間鐵道建設に關する建議案（福井三郎君外一名提出）

第十二　津山智頭間鐵道建設に關する建議案（福井三郎君外四名提出）

津山上郡間鐵道建設に關する建議案

津山上郡間鐵道建設に關する建議

一岡山縣下津山より兵庫縣下上郡に至る鐵道

右は美作國の東部を縱貫して播磨國の西端に通するものにして物資充實、往來頻繁の要路なるは論なく更に津山を經て因幡國に通するの必要路なり而して津山より上郡に至る間に於ては私設播美輕便鐵道の企畫あるも其の成功は百年河淸を待つの憾なき能はす政府は宜く之を利用して輕便鐵道建設の計畫を立てられむことを望む

右建議す

津山智頭間鐵道建設に關する建議案

津山智頭間鐵道建設に關する建議

一岡山縣下津山より鳥取縣下智頭に至る鐵道

右は山陰山陽兩道聯絡の直通線路にして鳥取縣下鳥取より智頭に至る輕便鐵道は政府の計畫として既に大正八年を以て完成せむとし、岡山縣下津山より岡山に至るには私設中國鐵道の既設線あり依て智頭津山間僅に二十三哩餘の鐵道を建設せは陰陽の聯絡は更に一層の便利を加ふへし政府は宜しく速に輕便鐵道を敷設し之か貫通を計畫せられむことを望む

右建議す

○福井三郎君　先刻本案の日程に上りました時分は私は委員會に於て重要案件の取調中でございまして其際に間に合ひませぬので御手數を掛けることになりましたのは恐縮致します。

〔「登壇々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　登壇を願ひます。

○福井三郎君　登壇する程のことではありませぬ。

○議長(大岡育造君)　登壇を願ひます。

〔福井三郎君登壇〕

○福井三郎君　津山上郡間鐵道建設のことは、即ち作州津山より播州の上郡へ鐵道を建設しやうと云ふのでございます、其理由は載せて建議案に詳かなりそれより以上の事は委員會に於て委しく說明致しますから、どうぞ諸君の御賛成あらんことを希望致します、尚ほ後に一件津山智頭間に對する建議も、私外四名で出して居りまするが、それは提出者の一人より說明せられる筈であります、是も宜しく御願ひ致します（拍手起る）

○議長(大岡育造君)　奥田柳藏君。

〔奥田柳藏君登壇〕

〔拍手起る〕

○奥田柳藏君　諸君、私は唯今議題になつて居ります智頭より津山に至ります鐵道建設案に對して、建議案の趣旨を簡單に述べまして、滿場の御賛成を請ひたいと思ふのでございます、此鐵道は鳥取市を起點と致しまして、智頭を經て岡山縣下津山に至る所の全線四十三哩間の鐵道でございます、此鐵道が中國鐵道と連絡致しまして陰陽連絡の一つの鐵道となるのでございます、此中既に鳥取より智頭に至る二十哩の鐵道は、大正四年より著手になりまして、唯今工事中なのでございます、今より一年の後には此二十哩は落成を致すことになつて居ります、殘る智頭より津山に至る二十三哩が、未だ著手の計畫にならないので、此の建議案を提出致しまして、皆さんの御賛成を請ふ次第であります、此鐵道に對して提出致しました所の建議案は、曩に度々建議を致しまして、本院を通過して居る所の線路でございます、故に本年の豫算には相當の計畫をして提出される事と信じて居りました、然るに此計畫が出て居ないので甚だ遺憾と致して居る所でございます、私が申す迄もなく本鐵道は軍事上は固より、經濟上最も必要なる線路でありまして、殊に森林其他物資の豐富の地方でありますから、此地方の開發は單り地方の利益のみならず、國に取りましても最も必要なる線路でございます、政府に於ては一日も早く計畫を立てられまして、遲くとも次の議會には提案あらん事を切に希望して已まぬ次第でございます、尚ほ先達て開かれました鐵道法中改正法律案の委員會に於ても此線路の一日も早く計畫を立てられまして、著手せられんことをと云ふ附帶の希望條件を滿場一致で決せられまして、其報告も本會にされて居る位でありまして、極めて必要な線路でありまするから、どうか滿場の諸君御賛成を偏に希ふ次第でございます、

○岩崎勲君　兩案を一括し議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議ないと認めます、仍て本案は議長指名九名の委員に、兩案共付託するに決しました、日程第十八、第十九は同一委員に付託したる議案なるに依り、一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なしと認めます、一括議題と致します、委員長天春文衞君。

第十八　勢江鐵道敷設に關する建議案（天春文衞君外八名提出）（委員長報告）

第十九　紀勢鐵道建設に關する建議案（岡崎邦輔君外十四名提出）（委員長報告）

〔天春文衞君登壇〕

〔拍手起る〕

○天春文衞君　私は此勢江鐵道の敷設に關する建議案と紀勢鐵道の建設に關する建議案との、特別委員會の經過及結果を御報告致しますでございます、建議の順序と致しまして、先づ勢江鐵道敷設に關する委員會の經過及結果を申上げますでございますが委員會は丁度兩度開きまして、質問應答の末、委員全體は運輸交通上最も必要と認めまして、政府は至急調査されんことを望むとの趣意を以て全會一致可決致しましたのでございます、又政府に於きましても政府委員の答辯に依りますと云ふと此の線路は政府としてはまだ始めてのことである、さりながら篤と調査を致して見ると云ふことの答辯であつたのでございます、勢江鐵道の方は斯樣な趣意で、委員會は全會一致を以つて可決致しましたのでございます、次に紀勢鐵道でありまするが、此の線路は既に第二十六議會、又二十八議會の建議は通過致しましたやうな次第で、鐵道網に這入つて居りますやうでござ

います、又陸軍當局に於きましても軍事上最も必要と認めると云ふことであります、又政府委員に於いても是れは必要であるからと云ふことでございます兎に角他の最も急設を要するやうな所の鐵道事項もあるから成るべく部分的にでも漸次進行をしたいと云ふことの答辯でありました、是れも矢張委員會は全會一致を以ちまして、急設を希望するとの意見を以つて決定致しました次第でございます、斯の如く兩案とも委員會は可決致しました次第でございますからして――全會一致を以て可決致しました次第でございますから、どうか本會に於きましても滿場諸君の御贊成を偏に希望致しますのでございます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○岩崎勳君　兩案共に委員長報告の通り可決せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　委員長報告通り御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ兩案とも、委員長報告通り可決します、日程第二十「トラホーム」病豫防に關する建議案を議題と致します、委員長伊東重君。

第二十　「トラホーム」病豫防に關する建議案（行德健男君提出）（委員長報告）

〔伊東重君登壇〕

〔拍手起る〕

○伊東重君　「トラホーム」病豫防に關する建議案に付て、委員會の經過及結果を御報告致します、「トラホーム」病とは御承知の通り、是は眼の傳染病でございます、今や我國に於て此眼の傳染病は國民の全階級に亘つて、殊に下層階級に於て非常なる勢を以て傳染蔓延しつゝある狀態であります、勿論眼の傳染病でありまして、其害毒は直ちに生命に危險あると云ふ程のものでないでありませうが、其利害の關係する所は頗る廣汎にして、或は學校衞生に於て、或は軍隊衞生の上に於て、或は工場衞生の上に於て或は移民政策の上に於て、重大なる問題となつて居ります、即ち毎年の徴兵檢査に於て、單に此の病氣――眼病の爲に不合格となる壯丁が三千三百以上あると云ふに至つては、實に國家の爲に寒心せざるを得ない次第である、又工業の盛んなる地方に於て、其職工の此眼病の爲に冒されて居る者は、少なくて百人中二十七八名、多きは四十二名もあるやうな次第で、是が爲に工業の能率を減殺しつゝあるは、是亦國家の爲に頗る憂ふべき事と考へる、即ち國家存立の上に於て、列强の間に存在して競爭しつゝある今日、兵力の極て貴重すべき時代に於て、又國際間の經濟戰の激烈なる時代に於て、兵力の上から見ても、將又工業の上から見ても「トラホーム」は直ちに富國强兵の基礎を浸蝕しつゝある次第でありまして「トラホーム」病は其性質に於て「ペスト」「コレラ」の如く猛烈なるものでありませぬけれども、其害毒の分量に於ては、決して是等「ペスト」に優ることありとも劣ることの無いやうな有樣であります隨つて市町村に於ては多大の費用を投じて、是が豫防撲滅策に力を盡して居りますが、何分にも容易に効を奏することは出來ない、是は畢竟市町村の力が微弱にして、且つ其方法は區々にして、互に連絡なき爲に容易に効を奏することが出來なくて居ります此故に今や國家の力を以て、之を根本約に豫防撲滅するの必要ありと信じて居ります、是が本案を提出した趣意でありまして、今や國家の力を待つ迄もなく「トラホーム」豫防協會と云ふものがあつて、全國に多數の會員を有して居ります、併し私立の事であるから、是亦十分の効を奏することが出來ない、此建議案は即ち全國に亘つて居る豫防協會員の代表的の熱望であります、現に歐羅巴に於ては、國家の力を以て十分豫防撲滅の効を奏して居ります、此「トラホーム」なる病氣は今を去る百二十年程前、即千七百九十八年に「ナポレオン」一世が埃及遠征の折に、其軍隊に發生したと傳へられて居りますが、其後歐羅巴各國間に非常なる勢を以て蔓延しましたが歐米各國に於ては此「トラホーム」病の國力の消長に關係する事を認めて、多大の國費を投じて力を盡した結果、今日では殆ど此忌むべき眼の傳染病を驅逐して仕舞ひました、又稀には一地方に限られて此傳染病の發生することがあつても、恰も我國に於ける「ペスト」或は「コレラ」の發生した如き大騷をして豫防撲滅に全力を盡し、是が爲に全國の其害毒を及ぼさぬやうな次第でございます、我國に於ても最早之を市町村の薄弱なる豫防及撲滅に委せて置くと云ふことは、頗る國家の爲に憂ふべき事でありますから、是非國家の力を藉つて、之を根本的に統一的に撲滅豫防するの必要を感じまして、委員會は愼重審議の末、更に此建議案の意味を一層明瞭に、一層徹底的ならしむる爲に「「トラホーム」病豫防に關する建議案」と云ふのを「「トラホーム」病豫防撲滅に關する法令制定の建議案」と云ふことに改めて可決致しました、政府も亦歡んで之に同意を表した次第でございます、何卒滿場の諸君、御贊成あらんことを希望致します（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、即ち委員會に於て修正議決の通り可決せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　委員長報告通り御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、仍て本建議案は委員長報告通り可決しました、本日は是にて散會。

午後三時二分散會

○大正七年三月十二日（火曜日）

午後一時十八分開議

議事日程　第二十一號

質問

一　**石炭市價調節に關する質問**（長田桃藏君提出）

二　**殖民地統治に關する質問**（牧山耕藏君提出）

三　**石炭需給に關する質問**（工藤善助君提出）

四　**日露日支兩協約の實行並支那鐵鑛國有に關する質問**（一宮房治郎君提出）

五　**東京市政に關する質問**（磯部尚君提出）

第一　**東京市區改正條例中改正法律案**（政府提出）**第一讀會**

第二　**右議案の審査を付託すへき委員の選擧**

第三　**京都市又は大阪市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案**（政府提出）**第一讀會**

第四　**右議案の審査を付託すへき委員の選擧**

第五　**臺灣銀行法中改正法律案**（政府提出）**第一讀會**

第六　**右議案の審査を付託すへき委員の選擧**

第七　**朝鮮の生産に係る物品の移入税免除に關する法律案**（政府提出）**第一讀會の續**（委員長報告）

第八　**重要物産同業組合法中改正法律案**（土井權大君外一名提出）**第一讀會の續**（委員長報告）

第九　**特許法中改正法律案**（田中隆三君外一名提出）**第一讀會の續**（委員長報告）

第十　**商標法中改正法律案**（田中隆三君外一名提出）**第一讀會の續**（委員長報告）

第十一　**意匠法中改正法律案**（田中隆三君外一名提出）**第一讀會の續**（委員長報告）

第十二　**實用新案法中改正法律案**（田中隆三君外一名提出）**第一讀會の續**（委員長報告）

第十三　**平町小名濱間鐵道建設に關する建議案**（高岡唯一郎君外三名提出）

第十四　**沖繩縣特別自治制撤廢に關する建議案**（東田榮之進君外二名提出）

第十五　**鹿兒島縣大島郡島嶼町村制撤廢に關する建議案**（林篤良君外三名提出）

第十六　**東京市特別市制に關する建議案**（村松恒一郎君外十一名提出）

第十七　（特別報告第八十八號）**飛越鐵道敷設速成の請願**（委員長報告）

第十八　（特別報告第八十九號）**「ルベシベ」湧別線鐵道速成の請願**（委員長報告）

第十九　（特別報告第九十號）**若松柳津間鐵道敷設の請願**（委員長報告）

第二十　（特別報告第九十一號）**瀬棚輕便鐵道速成の請願**（委員長報告）

第二十一　（特別報告第九十二號）**岐阜富山間鐵道の敷設に關する請願**（委員長報告）

第二十二　（特別報告第九十三號）**中央線中野八王子間鐵道電車併用の請願**（委員長報告）

第二十三　（特別報告第九十四號）**元忠海税務署復舊の請願**（委員長報告）

第二十四　（特別報告第九十五號）**埼玉縣秩父郡名栗村を入間郡に編入の請願**（委員長報告）

第二十五　（特別報告第九十六號）**埼玉縣秩父郡**

吾野村を入間郡に編入の請願（委員長報告）

第二十六 （特別報告第九十七號）手取川治水費國庫支辨の請願（委員長報告）

第二十七 （特別報告第九十八號）紙函製造業に對する工場法適用に關する請願（委員長報告）

第二十八 （特別報告第九十九號）水難救護法中改正の請願外二件（委員長報告）

第二十九 （特別報告第百十三號）水難救護法中改正の請願（委員長報告）

第三十 （特別報告第百號）東京第一衞戍病院移轉の請願（委員長報告）

第三十一 （特別報告第百一號）上湧別村に登記所設置の請願（委員長報告）

第三十二 （特別報告第百二號）中込村橋場に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第三十三 （特別報告第百三號）名寄町に區裁判所設置の請願（委員長報告）

第三十四 （特別報告第百四號）醫師受驗資格認定に關する請願（委員長報告）

第三十五 （特別報告第百六號）航空事業費國庫補助の請願（委員長報告）

第三十六 （特別報告第百七號）無盡業法中改正の請願（委員長報告）

第三十七 （特別報告第百十號）利根川架橋の請願（委員長報告）

第三十八 （特別報告第百十一號）教育費國庫支辨の請願（委員長報告）

第三十九 （特別報告第百十二號）藥草栽培補助獎勵の請願（委員長報告）

第四十 （特別報告第百十六號）豐田下村手洗に三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第四十一 （特別報告第百十七號）保田村に三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第四十二 （特別報告第百十八號）川西村に郵便局設置の請願（委員長報告）

○副議長（濱田國松君） 諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一政府より提出せられたる議案左の如し

臺灣銀行法中改正法律案

日本興業銀行法中改正法律案

一議員より提出せられたる議案左の如し

倭姬命奉祀に關する建議案

提出者 天春文衞君 尾崎行雄君
濱田國松君 小林嘉平治君
佃安之丞君 越山太刀三郎君
川崎克君 井島茂作君
堀川美哉君

神戶市內鐵道改良急施に關する建議案

提出者 坪田十郎君 野添宗三君
横田孝史君

山田琴平間鐵道建設に關する建議案

提出者 白石直治君 竹內明太郎君
中野寅次郎君 古谷久綱君
藤野正年君 板東勘五郎君
河上哲太君 生田和平君
政尾藤吉君 成田榮信君
村松恒一郎君 尾崎敬義君
松島廉君 大林森次郎君
岡田榮君 富田幸次郎君
加治壽衞吉君 武市彰一君
仙石貢君

葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案

提出者 高田耘平君 大津淳一郎君

一貴族院より回付せられたる議案左の如し

大正七年度各特別會計歲入歲出豫算案

一貴族院は本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

大正七年度歲入歲出總豫算案

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

（第一號）臨時軍事費豫算追加案

（第一號）大正七年度歲入歲出總豫算追加案

（追第一號）豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

一政府より受領したる答辯書左の如し

大正七年三月九日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員齋藤紀一君提出精神病者取締に關する質問に對し別紙答辯書送進候

（別紙）

衆議院議員齋藤紀一君提出精神病者取締に關する質問に對する答辯書

精神病者取締の完否は社會の安寧秩序維持に至大の關係を及ほすか故に政府に於ては特に細心の注意を拂ひ以て之か遺憾なきを期せり而して精神病者の監護其他の件に關しては目下保健衞生調査會に於て審査研究を重ねつゝあるにより近く其結果に基き政府は現行法規に適當の改正を加へむとす又本邦に於ける精神病者の統計は精細なる一定の標準に依り確實に之を調査したるものなり尙猥褻新聞に就ては未た安寧秩序を紊し又は風俗を害するの程度に至らさるものと認む而して其發行人又は編輯人は新聞紙法に據り屆出つるを以て足り許可を要するものにあらす

右及答辯候也

大正七年三月九日

內務大臣男爵後藤新平

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に揭載す〕

一去九日議長に於て選定したる委員左の如し

狩獵法改正法律案

清崟太郎君 鳩山一郎君
長田桃藏君 菅野傳右衞門君
井島義雄君 成田榮信君
石射文五郎君 林爲良君
松島廉君 吉田中君
河野正義君 岡部次郎君
古屋慶隆君 三隅哲雄君
井原百介君 福田辰五郎君
古川清君 伊東知也君

大正五年度豫備金支出の件外七件（承諾を求むる件）

山本悌二郎君 粕谷義三君
丸山豐治郎君 中村啓次郎君
林爲良君 頭本元貞君
上野松次郎君 一宮房治郎君
河野徹志君 大津淳一郎君
山田珠一君 加藤政之助君
高田耘平君 武市彰一君
山口俊一君 小川鄕太郎君
近藤達兒君 牧野鐵九郎君

神祇に關する特別官衙設置建議案

小久保喜七君 西村[illegible]君
恒松隆慶君 遠藤良吉君
西田鋭吉君 熊谷直太君
高島順作君 秋本喜七君
堀尾茂助君 松浦[illegible]三郎君
大津淳一郎君 柴安新九郎君
樋口秀雄君 川崎克君
平山岩彦君 關原彌里君
村松恒一郎君 野口孝治君

津山上郡間鐵道建設に關する建議案外一件

福井三郎君 頭本元貞君
奧田龜造君 西田鋭吉君
臼田久內君 唐端清太郎君
奧田柳藏君 古川清君
犬飼源太郎君

不動產金融改善に關する建議案外一件

氣賀勘重君 秦豐助君
吉原正隆君 齋藤安雄君
小田切磐太郎君 高橋本吉君
河上哲太君 瀧正雄君
小鹽八郎右衞門君 小山松壽君
西英太郎君 小林嘉平治君
磯貝浩君 今村七平君
齋藤宇一郎君 津末良介君
堀川美哉君 川口木七郎君

一去九日辭任したる常任委員左の如し

第九部選出決算委員奧田龜造君

一去九日鐵道建設に關する建議案委員河野正義君辭任に付其補闕として高田耘平君を、軍需工業動員法案委員若尾璋八君辭任に付其補闕として河崎助太郎君を孰れも議長に於て選定せり

一昨十一日大正五年度豫備金支出の件外七件（承諾を求むる件）委員林爲良君辭任に付其補闕として奧田榮之進君を議長に於て選定せり

一昨十一日委員長及理事互選の結果左の如し

狩獵法改正法律案委員會

委員長 清崟太郎君

理事 松島廉君 福田辰五郎君 伊東知也君

大正五年度豫備金支出の件外七件（承諾を求む

る件）委員會

委員長　山本悌二郎君

理事　丸山豊治郎君　河野徹志君　小川郷太郎君

神祇に關する特別官衙設置建議案委員會

委員長　小久保喜七君

理事　恒松隆慶君　村松恒一郎君　關原彌里君

津山上郡間鐵道建設に關する建議案外一件委員會

委員長　奥田龜造君

理事　奥田柳藏君

不動産金融改善に關する建議案外一件委員會

委員長　氣賀勘重君

理事　河上哲太君　小山松壽君　堀川美哉君

〔左の質問書は前日政府よりの答辯書送付に付參照のため掲載す〕

河川の制度に關する質問主書

右成規に據り提出候也

大正七年二月二十一日

提出者　佐々木正藏

贊成者　松岡勝太郎外三十一人

河川の制度に關する質問主意書

政府は多額の國費を投し河川改修工事を施行し其の成績見るへきものありと雖工事終了後は之を府縣に引繼くか故に一河川にして上流下流左右兩岸利害關係を異にするに至り全般に渉る維持保護修繕に缺陷を生し數年ならすして其効果を沒却するもの尠からす之れ國家の重大なる損失なり依て直轄改良工事を施行したる河川は政府自ら之を管理し以て改修工事の効果を萬全ならしむるの必要を認む之に對する政府の所見如何

右及質問候也

○副議長（濱田國松君）　是より會議を開きます、此場合諸君に御諮りを致します、第九部選出決算委員井戸文四郎君、第一部選出決算委員本間三郎君、第七部選出請願委員大森與三次君、第四部選出懲罰委員横山金太郎君、右四君より常任委員辭任の申出がありました、許可して御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ許可することに致します、從つて各部の諸君は速に補闕選擧を行はれて、議長迄申出あらむことを望みます、尙ほ本間三郎君より病氣に付十一日より十日間請暇の申出がありました、許可して御異議ありませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　許可することに致します。

○小西和君　議長。

○副議長（濱田國松君）　小西君、何ですか。

○小西和君　是より請願委員第一分科會を開きたうございます、御許可を請ひます。

○副議長（濱田國松君）　許可致します。

○小西和君　それでは請願委員第一分科の諸君、是より直ちに請願委員室に御參集あらむことを希望致します。

○副議長（濱田國松君）　質問第一、石炭市價調節に關する質問、長田桃藏君。

一　石炭市價調節に關する質問（長田桃藏君提出）

石炭市價調節に關する質問主意書

右成規に依り提出候也

大正七年二月二十三日

提出者　長田桃藏

贊成者　板東勘五郎外三十二人

石炭市價調節に關する質問主意書

一　政府は現今の石炭市價を以て石炭業者か不當の利潤を獲得しつゝあるものと認めさるや

二　政府は急速に徹底的炭價調節の方法を講し之を斷行するの意思なきや

右及質問候也

〔長田桃藏君登壇〕〔拍手起る〕

○長田桃藏君　私は石炭の市價調節に關する質問の趣意を辯明致さうと存じまする、此質問は去る二月の二十三日に提出を致しまして、本日是が辯明をするのでありまするから、丁度十八日間空しく經過した譯であります、其間に物價調節に關する建議案が各政派から提出せられまして、既に特別委員會の議に付せられて居ります、其特別委員會に於きましては、石炭に對する調節の質問が出て居りまして、主務大臣初め政府委員よりも、此問題に對して答辯がございまする、其答辯を見て現政府の石炭市價調節に關する所の、現在の意向を知ることが出來るのでありまするから、或は此質問を爰に辯明するの必要がないが如く見えますけれども、本員は尙ほ其答辯に對して不滿足なる點が多いのでありまするから、姑く各員の寛大なる認容を請ふて、私共の愚見を申述べて置きたいと考へるのであります（「謹聽」と呼ふ者あり）此石炭の市價が騰貴を致しましたと云ふことの狀態は、私共が此處に諄々しく述べる必要がないのであります、既に大正六年丁度九月の物價調節令、即ち暴利取締令の發布せらるゝ頃からの石炭騰貴の勢は、殆ど棒立ちの狀態であつて、此石炭を原料と致す所の内地の總ての工業、其工業家の中で小なるものは、最早其營業を繼續することの出來ないやうな者があるので、中に又瓦斯會社の如きものは、郡部などで既に解散を致して居るやうな狀態であります、現に又近くは新聞紙の報道する所に據つて見ましても、官設の鐵道でも、石炭の騰貴を原因として賃銀の値上を圖つて居らるゝさうである、又全國の私設鐵道の九十六社、之が聯合を致して、矢張賃銀の値上を出願を致して居ると云ふことであつて、電氣鐵道なども矢張賃銀の値上を要求して居ります、瓦斯會社などに、至つては一回の料金の値上では滿足出來ずして、更に二回の値上を圖つて居ると云ふやうな狀態で、是等が直接に日本の工業の基礎を危くして居ると云ふ狀態を示して居るのみならず、此總てのものゝ値上は、直に國民生活に轉嫁せられて居る、轉嫁されて國民生活の日用品の昂騰する最大の原因を爲して居ると信じて居るのであります、で學者の間には、日本の石炭の國民の生活に關係する所の狀態を見ると、歐羅巴各國の如く適切なるものではない、石炭の日本國に於ける國民生活の位地は、歐米各國とは、趣を異にして居ると云ふことでありますけれども、其點は燃料を日本は又石炭以外薪炭に求めて居ると云ふことの差があるのみです、總ての工業と致し、殊に日本の都會の生活に於ける燃料は、多く石炭に基く所の瓦斯、直接に又石炭又「コークス」さう云ふものゝ燃料を多く使つて居る點から見ましても、昔日唱へられた石炭は、日本の國民の必需品ではない、生活上の必需品ではないと云ふ議論は、今日に於ては多くの部分を失つて居ると思ふ、多くの其主張の點が失はれて居ると思ふ、で左樣な狀態になつて居りますので、石炭の騰貴に依て工業會社が非常に悲慘なる狀態に居るのみならず、國民の生活も危殆に赴きつゝあると云ふことを、斷言して憚らぬ狀態になつて居る、私が申す迄もなく全國の新聞紙雜誌、是等が口を揃へて石炭調節の必要なることを叫んで居りますのは、確に輿論の叫であります、で試に一言丈其騰貴の狀態に費して置きたいのは、若松の石炭同業組合事務所の報告であります、其報告は餅炭、切込炭、粉炭の値段を合併したものゝ其平均値段を、大正元年から五年迄平均して見た報告があります、大正元年には三圓六十八錢、一噸に付て——二年が四圓三十五錢、三年が四圓四十七錢、四年には四圓四錢、五年が四圓五十二錢、斯樣な狀態の報告になつて居る、而も大正六年の六七月頃から、所謂暴利取締令の發布せらるゝ迄の一噸の價格が、若松港に於て十圓致して居る、更に十月頃から暴騰致して、一噸十七圓と云ふ相場を維持して居るのであります、此狀態を申上げたならば、石炭の騰貴なるものに、暴騰の狀態は明瞭になると私共は考へて居ります、是が即ち直ちに國民生活を危殆に陷れ、及工業の基礎を危くすると云ふ狀態になつて居るのであります、斯の如く騰貴を致す所の原因が何であるかと云ふことも、新聞雜誌其他學者等も能く研究致されて居りますが、私共は極く此問題を大略申上げて見たいと考へます、騰貴の原因を需要供給の不均一、即ち不平均と云ふ事を第一に數へる者、それから生産費の增加を數へる者、運賃の昂騰を數へる者、斯樣になつて居ります需給の不平均と云ふ事柄は確にあるやうに考へられますけれども、特に注意して置かなければならぬのは、物價調節取締委員會に於ける所の鑛山局長崎川君の御説明に依ると、大正六年の需給の關係は二千六百萬噸内外で、需給共に左程に過不足があるやうに思はないと云ふ御説明であります、此御説に從つて見ると、大正六年石炭の需給關係を大略平均を得て居る決して不平均の狀態に居らぬと云ふ事になつて居ります、併ながら現在唯今手に致しました所の名古屋商業會議所の「炭價昂騰の趨勢と其調節策」と云ふ小冊子等を見ますと、矢張吾々と同じく需給の關係は不平均になつて居ると云ふ事を唱へて居ります、思ふに大正五年二千二百萬噸の石炭の產出高、之に對して六年に至つては、約二割乃至三割の增加は已むを得ない狀態になつて居ります、矢張需要に伴つて供給も多くなつて居りますことは當然で

あります、故に需給共に數量が殖えて、二千六百萬噸内外になつて居りますと云ふことは、崎川君の御說明にもありますが、吾々も亦左樣に想像致して居ります、併ながら其二千六百萬噸と云ふ産出高に對して、實際使ふ所の數量は或はどの位なものであるか知りませぬけれども、石炭の價格が此先きは非常に高くなると云ふ先を見越して、或は問屋の如き、若くは長く契約を致して居らぬ工業家等が石炭買約を致しまして、實際必要とする所の數よりも、更に多くの數量を契約することになりますから、隨て其需給關係上に於て、非常に差が出來たやうな狀態を發見しなければならぬと存じます、此需要供給の差額なるものがどれ程あるかと云へば、實際は想像を以て御答するより仕方がないのでありますが、實際は百萬噸より二百萬噸位のものであらうと專門の人の話であります、私共なども數量に於て調べて見ましても、左樣な事でないかと思はれる、是等が矢張石炭騰貴の原因になつて居るもので無からうかと存ぜられます、併し其數量は極めて僅かな數量である又生産費增加、此生産費の增加と云ふ事も確に騰貴の原因であると思はれる、近時物價が非常に騰貴して、人夫賃其他にも騰貴して居りますから、凡其業に當つて居る者の賃銀が、三割乃至五割は上つて居るだらうと云ひますが、吾々は其眞中を取つて、四割位は無論事業費は昂上して居るものと認めて居ります、又運賃——其次の運賃と云ふ關係に對しては申迄もなく非常に暴騰致して居る運賃でありますから、是が需要地に於ける石炭の炭價の上に、大なる影響を及ぼして居ることは事實でありますけれども船舶管理令の發布になりました以後、餘程船腹の調和が出來て居りますけれども、又鐵道院の努力に依て、貨車の配給も餘程圓滑に參つて居る狀態でありますから、暫く此運賃の關係を離れて見たいと考へます、今日に於ては餘程調節されて、其賃銀が低落致して居りますが、暫く此問題を離れて仕舞つても差支ない、左樣に致して私共此騰貴の狀態を調べて見たいと考へるのであります、斯樣に致して若松港に於ける石炭の騰貴と云ふものが、多少は需給不平均と云ふ事もあるし、或は生産費の增加と云ふ事もある、併し若松で調べたのであるから、運賃關係は離れて仕舞ふ、離れて仕舞つて此二つの關係はあるが、私共の見る今日の石炭の騰貴なるものは、果して此兩者に依て按配せられて、經濟上の原則に基く炭價であるや否やと云ふ事を調べて見たいのであります、此石炭の山元に於ける所の炭價、即ち生産費——是は如何なる譯でありますか、從來鑛業家が祕密に致して居りまして、決して公けに致して居りませぬのであります、併し大正六年の八月に、是も若松の石炭組合の事務所から調書が參つて居ります、其調書を見ますと、斯樣に報告して居ります「生産費は各坑とも其狀態を異にし且絕對に祕密に付するに依り明確なる調査は不可能なるも筑豐炭に在りては貨車積込迄一噸二圓五十錢乃至三圓五十錢の範圍を出てず」と報告して居ります、炭價の騰貴の狀態を調べるのに、全國に對して調べるのが本統であるけれども、九州炭は全國の産量の約七割を占めて居る、殊に大部分は此筑豐炭であります、此筑豐炭を姑く標準に取つて若松港の狀態を調べて見やう、其生産費は大正六年八月よりは二圓五十錢乃至三圓五十錢と云ふのが、山元の相場であると云ふことの通知が參つて居る、此通知の報告に依て平均して見ると三圓である、二圓五十錢と三圓五十錢の平均は三圓と見ます、此三圓に先刻申上げた生産費の增加、之を四割と見て、即ち一圓二十錢、之を加へると四圓二十錢と云ふ者が、山元に於ける現時の高い人夫賃其他を使つて得た所の相場にならなければならぬ即ち山元に於て一噸平均値段四圓二十錢なれば掘り得られるのであります、それに若松港迄參る鐵道運賃及人夫賃を加へて、概算之を五圓としたい、一噸五圓なれば平均四五圓あれば出來ると云ふ事になる今日の狀態に於て山元から若松迄平均石炭値段一噸五圓であると云ふ事が誤りない計算でありますれば若松に於て平均値段は今日實價はなんぼして居る、平均値段が十七圓致して居る、十七圓して居ると云ふことならばです、此内からして五圓の生産費を引きますと云ふと、十二圓と云ふ利益になる、十二圓と云ふものを生産費の五圓、即ち實價の五圓に對照して見ますと云ふと、二十四割と云ふ利益になつて居ります、此二十四割と云ふ相場は、實價の五圓と云ふものと對照しての話でありますけれども、假に此石炭業者の日本内他の石炭礦に投下して居る所の資本金、其資本金の計算を種々計算を致して見ましたけれども明瞭して居りませぬ、併ながら農商務省の報告其他に依りまして、約一億萬圓が投下資本であるだらうと云ふことに、學者若くは老練家などが一致して居ります、石炭の資本金から投下資本金を一億萬圓と計上致して、それに對する所の利潤を三割假に與へるものと致して石炭家は特別の利益を見込まねばならぬのでありますから、三割と云ふことに致して、假に大正四年度の二千二百萬噸の採炭量之を標準に見ますと云ふと、一噸が一圓三十六錢となる、五割計算で二圓二十七錢となるからして、是が平均四割と致した所で一圓八十一錢六厘、之を假に二圓と見ます、一億萬圓の資本に對して四割强の利益を與へ、それが一噸に對して二圓と見積れば宜いのであります、さう致しますと五圓と云ふ實價に對して二圓と云ふ云ふ利潤を加へて、即ち合計七圓と云ふもので、所謂炭礦業者は優に四割五分强の利益を得て居る筈であります、で七圓と云ふ價格で若松港で賣買が出來たならば、既に礦業家は——炭礦業者は四割五分强の利益を得て居ると云ふことになる、然るに實際は十七圓が相場であると云ふことであつたならば、其四割五分を見積つて七圓を引いた殘額の十圓と云ふものは、私共の想像する經濟上の原則から見て、穩當ならざる利潤と算定したいと思ふのであります、必ずしも民法上の不當の利潤と云ふのではない、經濟上穩當にあらざる利潤であると私は判斷したい、それは一噸に對して十圓であります、茲に一噸を十圓と云ふ丈では、國民も左程の刺激を蒙らぬだらうと思ひますけれども、私共此十圓と云ふものを假定して、假に大正四年度に於ける一箇年の採掘量二千二百萬噸と云ふものに乘じて見ますと、一噸十圓の所謂私の見る暴利なるものは、金額に見積ると二億二千萬圓の暴利を得て居る譯になつて居ります、此二億二千萬圓の暴利と云ふものは直接間接に六千萬同胞の國民の膏血を榨つて取る所の暴利であります、而して其暴利は僅に——我國民中の石炭業者幾人あるかと考へて見ると農商務省の說明に依りますと、個人の業者を集めて約百六七十名百六十五名位のもので、百七十名と云ふ數に達して居らない、國民中の百七十名の人間が、其二億二千萬圓の暴利を得て、盛に彼等が豪奢を極める、現に新聞紙上に各位の御承知の如く、北九州の土地は炭礦業者に依て總て支配されて居ると云ふことを言つて居る、此頃の北九州の怪しむべき妖雲は全部炭礦業者がしたのであると云つて居る、それ程までに石炭業者は豪奢を極め、淫逸を極め、風教を害して居るのである、併ながら是は僅々概算を申した丈である、今日迄に決して炭礦業者が此二億二千萬圓の暴利を得たと云ふのではありませぬ、大正六年の六七月頃から今日に至る迄平均値段、若松港十七圓と云ふ相場に依つて取引されたものは四五百萬噸に過ぎぬのであります、大なる部分は長期の契約であるが爲め、矢張廉い石炭が供給されて居ると云ふことでありますけれども、實際調べて見ますと、其長期の契約を履行すべき石炭業者は中々に老獪です、現に私共の調査した所の二三なども、其契約の履行を民法上せねばならぬのに、決して履行しないのです炭が無いと號し或は貨車の配給意の如くならずと號して、決して廉い石炭は送らない、送らないで契約の不履行をして、訴訟をするなら勝手に訴訟をしろと云ふ强硬な態度を以て臨んで居る、併ながら炭の供給を受けんとする需用者は、一日を空しうすることが出來ぬから、非常に哀訴嘆願して炭を送つて貰ふと云ふ狀態で、廉い炭なるものを長期の契約からして履行されて居ることは、是も鑛山局で崎川君が矢張特別委員會に於て報告されて居るのであります其說も根柢に於て大分怪むべき實際上の證據がある故に學者の謂ふ四五百萬噸と云ふのも、今少し大なる數量に上つて居ると思はれますし、現在は又非常に石炭の契約を更新すると云ふ時期に臨んで居りますから、今日に於て此炭價の調節を致さずに置きましたならば、是から後契約する者は、即ち日本全國に於て要求する所の炭の全體が、此價格に依て支配せらることになりますから、私の申上げた二億二千萬圓に略々近き金額が矢張炭礦業者の懷に入つて、さうして此金額は直接間接に國民の膏血を榨られる結果になるのであります、現に政府は此頃契約されて居ると號する所の此鐵道院あたりの炭なども、斯樣に十七圓と云ふ高いものは御買にはなりますまいけれども、少なくとも其半額位には買つて居るに違ひない、半額で買つて居るものと致して、假に四百萬噸契約をするものと致しましたならば、實際の十圓でも四千萬圓となる、其半額二千萬圓は確に前年度の狀態よりは高く買はねばならぬ、即ち國民の負擔をしなければならぬと云ふ所の金額と相成るだらうと考へます、斯樣な狀態になつて居りますのであります、尙ほ此際に於て一言申して置くべきは、

石炭業者と云ふ者を保護しやうと云ふ傾がある、之に付て石炭業者を保護されると云ふことは、私に於ても異存のないことでありますけれども、此間二月の上旬から農商務省から九州其他大阪名古屋等に迄需給の關係を取調べに行かれた官吏があります、其方などは新聞紙の報道する所に依ると炭價の調節を計ると云ふ必要はないのみならず、一歩進んで石炭業者を相當に保護せねばならぬと云ふやうなことを眞實に言はれたのであるかどうであるか、新聞紙の報道に依ると左樣な事を言はれたと云ふことであります、斯樣な考で居られると云ふことになりますと民間で考へて居る石炭に對する苦痛と、政府者の御考とは月鼈の差がありはせぬかと云ふことで、現に特別委員會に於て農商務大臣なり政府委員なりの御說明に依りましても、委員の方から切めては石炭の輸出を禁じたらどうかと云ふ御尋に對して、必要があれば輸出を禁ぜぬと云ふこともないけれども、現在に於ては輸出を禁ずる必要が無いと認めて居る、斯樣な御答辯になつて居ります、此御答辯なり或は各地を巡回された農商務技師の意見などを聽いて見ると、政府の御調査に依れば、石炭業者は斯樣な暴利を得て居る、又其暴利を得て居る結果に因て、工業家及國民が非常な苦痛を嘗めて居ると云ふことには、餘りに御同情が無いやうな狀態にありはせぬかと思はれるのであります、で果してさう云ふ事であれば、私共は甚だ遺憾に堪へないと存じて居ります る、殊に特別委員會に於てさう云ふ御說があつたのでありますか、石炭屋と申す者の階級は、即ち日本の富豪階級に屬する者が多い、現に特別委員會に於ては名まで明かに表はして、是れ〳〵のやうな富豪も、其石炭業者であると云ふことを言はれて居ります、私は此處には其富豪の名前などを列擧することは避けて置きますが、夫等の富豪者が炭礦業者であるからして、是等の人の御機嫌を取る爲めには、政府も石炭の市價調節と云ふやうな手荒い事は能うせまい、斯う云ふ事を新聞紙が書いて居るのです、さう云ふ風の疑が確にあると世人は思つて居る――國民は思つて居ります故にです、若し私共の述べた事が富豪の方々の實際收入せらるゝ所の利潤と趣を異にして居るのであるならば、寧ろ斯樣なる場合に於ては、富豪階級の石炭業が進んで、石炭の生產費を公にするが宜しい、石炭の生產費を公にして、若松港に於ては實際是丈の費用を要する、それに對して吾々は是丈の利潤を加へた、其炭價を以て賣るのであると云ふことを明瞭にして、國民に對して決して暴利を貪つて居らない、吾々富豪なる者も矢張日本國民の一人であるから、國民の生活を危殆に瀕せしめ、若くは日本の工業の基礎を危うして迄、自己の「ポケット」を殖さうと云ふ考は、更に無いと云ふことを明かにせんが爲に、其生產費の內譯を明瞭に公にせらるゝと云ふことが私は宜いと思ふ、で是は私共が富豪に望む第一の希望であります、斯樣に私共が陳列を致した其計算の基礎に大なる誤が無いと致したならば、今日工業の基礎を危うし、國民の生活を危殆ならしむると言はれて居る此石炭の騰貴の原因は、石炭業者が暴利を貪つて居ると云ふ事に在りはしないか、私共は是は暴利なりと認むるが、現在の政府當局者は吾々と其感を同うしはしないかどうか、是が私共の第一問であります、更に斯樣に石炭の價格なるものは暴騰を來して、實際に產業政策上看過することの出來ないやうな狀態になつて居りまするならば、何が故に政府は、速に此炭價の調節を講じないであるかと云ふのが第二問なんであります、で政府は現在の米穀小麥麥粉と云ふやうな物の價格が、高きに過ぎると云つて是が調節に非常に御盡力下さつて居ります、それが爲めに輸出禁止も實行されて居りまするし、關稅問題――輸入增加も企てられて居ると云ふことでありまするが、果して此三者に比べて見て、石炭の市價と云ふものが高きに過ぎないのでありませうか、私共の見る所に依れば今日石炭の價の騰貴は、米穀小麥麥粉等の騰貴の割合よりも、數等暴騰を致して居ると私は考へて居るのであります、で假りにです、此米穀の方から考へて見ますると、米穀一石の生產費なるものに對しては、調査せられた方が區々になつて居りますけれども、最も廉い生產費であると言ふ人でも、十七圓と言ふ人は少ない、十七圓乃至二十四五圓と迄も唱へられて居りますけれども、先づ米一石の生產費を十七圓と假定致します、十七圓と假定しますると、實際今日の價格は二十六圓であります、さすれば九圓の利益である、九圓の利益は十七圓に對して五割三分弱の騰貴にしかなつて居らぬ、然るに石炭は前申しました通り、一噸の利益が十二圓で、實價に對して二十四割の騰貴の割合になつて居ります、此の騰貴の割合から見れば、石炭の市價調節の急務は米穀の上にこそあれ、決して小麥や麥粉などに負ける狀態ではないのであります、更に此調節をさるゝ所の供給者の側から考へて見ると、米の方の側では御承知の如く、日本國民の六割を占めて居る所の此農民が、即ち米の供給者でありますからして、此米の所謂九圓の利潤なるものは、直接間接に是等農民の懷を肥すことになり、農村の振興と云ふ事になるのでありまするからして、國家の根幹に營養分を加へることになつて、實際言へば此九圓の米の騰貴、即ち調節を要すると號される所の米九圓の利益と云ふものは、非常に國民の爲には結構なんです、國家の爲には結構な狀態になつて居るのであります、左樣に汎く分布されると云ふ性質になつて居る、然るに石炭の方はどうでありますか、私が唯今申上げた通り石炭は僅かに百七十名と云ふ者の懷に撒かるゝ所のものであつて、其利益が決して汎く分布しないのです、故にです、此調節と云ふことの意味が若し國家の經濟、國民の頭から割出されると云ふことでありまするならば、石炭の方こそ早く調節をすれば害が無くして、非常な利益が有る、米の方の調節を今八釜敷く言ふよりは、寧ろ其方が實際急務でありはしないか、斯樣な結果になりはしないかと私は考へるのであります、而も是等の少數者に不當の利潤を與へた結果は、所謂石炭成金なるものを生じて、所在に奢侈淫逸に流れて風教を害すると云ふことであれば、益々是等の點から考へても、石炭の關節をして置く方が宜いと考へる、然らば此石炭の調節と云ふ事に對しては、どうしたら宜いかと云ふことの結果を生ずるのでありますが、是も學者及實業家が既に言ひ盡して居ります、第一には輸出の制限であります、是は特別委員會に於ても唱へられた所の問題であつて、三池とか或は唐津とか云ふが如き特種の品質を具へた所の炭は、無論海外へ賣つた方が國益でありますが、其他の炭の如きは輸出を制限致して、內地の供給を裕かにした方が必要ではなからうかと云ふ點で、是は特別委員會に於ても既に研究されて居ります、第二に輸入の增加であります、是も既に論じ盡されて居る問題で、輸入增加と云へば撫順炭の採掘高を增加する事、それを成べく內地へ多く持て參る事、それから外國へ輸出を禁ずる事、撫順炭の外國へ輸出する高は大正四年度に百萬噸程ありますから、それ等を減じて內地へ持て來ると云ふ方法を採つたらどうかと云ふ事、更に近時新聞にも唱へて八釜敷く言はれて居るのは、日本政府が必要として居る石炭の數量が約三百五十萬噸以上四百萬噸である、此石炭を內地の炭業者から買ふが爲に、民間の需要者と競爭を致して、政府と民間の需要者と競爭して、炭價を高くすると云ふ狀態になつて居るから、是非共是は政府の需要丈は撫順炭から買つて貰ひたい、撫順炭を契約致して、政府は多少運賃其他に於て損をしても、內地へそれを持て來て貰ひたいと云ふのである、是は最も大切なる時代の私は叫なりと考へて居ります、此等は政府に於て御研究なさらなければならぬと云ふ考であります、併ながら一部分撫順炭との契約も出來たと云ふことでありますが、私共は之を企てゝ貰つたなら、先刻申上げた需要供給の不平均、即ち需要が供給に對して百萬噸二百萬噸も多いと云ふ、是が政府の炭は撫順炭から買はれると云ふ事に依て、明かに調節されると考へます、更に私共の考では、石炭の最高價格の制限をしたらどうかと云ふのであります、現に或る炭礦業者は斯う云ふ事を言つて居るのを耳にして居る、政府が自己の權力を以て石炭の價格を調節する、即ち最高價格を制限すると云ふやうな事を致したならば、吾々は炭を掘らない許りである、炭を掘らずに置けば宜いと云ふことを唱へて居る、左樣な考で炭礦業者が居るならば、どうしても私共は政府の大權力を以て、市價の最高限度を制限する必要があると考へる、市價の最高限度を制限して、是非共必要なる高丈は、採炭は政府が督促して發掘させるやうにせねばならぬと考へる、それでも尚ほ効力が無いと云ふならば、少しく蠻勇か知りませぬが、所謂石炭の官營論であります、石炭の官營論と云へば甚だ氣狂染みた說の如くでありますが、此石炭の官營論は戰爭中、戰爭の終つた二箇年の間、即ち米國鐵道官營のやうな期間中、一定の保證金を石炭業者に拂つて、さうして政府が其採炭をなし、之を國家及自己の需要に供給する事が一番良い方法であります、其方法を以てしたならば、完全に石炭の調節が出來るのでありますけれども、果して政策は其所まで御遣りになる勇氣があるかどうでありますか、此等は私共の私論であります、固より私論でありますから、政府の御參考に供するに過ぎませぬけれども、私共の希

望は言葉の上で唯々調節をする積りであるとか、其調節は今少し過ぎてからするのが適當であると云ふやうな御說丈で滿足するものではない、十分に其實行を願ひたいのであります、故に先刻述べたやうに農商務省の官吏が九州其他に視察に出張せられて御取調になつた所に依れば、需給の不平均は稍々平衡を得て居る、斯樣な御說があり、又民間では石炭騰貴の原因は需給の不平均からであると云ふやうに、騰貴の原因に付て爭があると云ふことであれば、民間の者と政府者と相寄つて、此炭價騰貴の原因をも調査し、適切なる調節の方法を攻究する事も必要であらうと思ふ、更に進んで民間の實業家或は學者等の說も聞かれて、吾々の苦言中の一二を共に行ふとか、或は別々に行つても構はぬが、兎に角實行を早くしなければ、此以上石炭の騰貴があつては、工業の基礎を危くし國民の生活を危殆に瀕せしむる、斯う云ふ事に考へ及ぼされて、是非共速に適切なる炭價調節の方法を講じて戴きたいと云ふのが、本員其の考であります、終りに臨んで更に私共は政府に申上げて置きたいのは、先刻申述べた一富豪階級が石炭の營業を致して居る、其富豪の威力は政府の大權力をも凌駕して居る、又政黨の力をも凌ぐ程の大なる威力を持つて居るのであります、是は惡口を言ふ一二新聞の言ふ所ではない、國民中の識者階級に於て明かに此聲が傳はつて居ります、明かに左樣な疑惑を持つて居ります、故に政府は私共の御質問に對して答辯を賜はるに臨み、能く這般の事情を御考へ下すつて、一面に於ては國民の疑惑を解き、更に現在に於ける工業家に安心を與へらるゝやう、國民生活に安定を與へらるゝやうな剴切なる御答辯を切に私は願つて此壇を降らうと思ひます（拍手起る）

○副議長（濱田國松君） 質問第二牧山耕藏君

二 殖民地統治に關する質問（牧山耕藏君提出）

殖民地統治に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年二月二十三日

提出者 牧山耕藏
贊成者 松田源治
外三十三人

殖民地統治に關する質問主意書

一 殖民地統治の實績如何政府は將來統治機關の組織並政策を改むるの意思なきや

右及質問候也

〔牧山耕藏君登壇〕

〔拍手起る〕

○牧山耕藏君 本員は現政府の施設に對しまして、幾多の疑團を有するものゝ一人であります、併し是等の大體に付きましては、本議會開會以來既に多數の先輩同僚に依て討議研覈を盡されたのでありますから、此等の點に關しましては、今日茲に貴重なる時間を費さんとするものではございませぬ、唯々一事帝國の最も重要なる國務の一である殖民地統治の事に關しまして、甚だ了解に苦む點が少からぬのでありますから、此等の點に關しまして、暫時の間諸君の御淸聽を煩したいと思ひます、帝國の殖民地經營は其端を臺灣の領有に發しまして、爾來二十有餘年の間に於て、或は樺太を領有し、朝鮮を併合し、關東州に對して帝國の勢力を確立致しました、此の面積は我が日本に比しまして約八割、其他の勢力圏を加へますれば、優に本國の二倍に相當する廣大なる地域に亘りまして、一躍して日本は世界に於ける所の殖民國の列に入つたやうな譯で、此點は實に國家の爲めに慶すべき事でありまするが、此廣大なる新天地に向つて、帝國の經綸抱負を行ひまする事に付きましては、最も重要なる國務の一でありますることは、本員が改めて此處に申す迄もないことであります、然らば、現政府は之に向つて如何なる經綸抱負を有するか、又抱負經綸を實行する上に於て、如何なる方策、如何なる確信を有するのであります是れ實に帝國の殖民地經營に關する根本問題でありまして、其の實績の如何は直ちに帝國の興廢消長に關する重大問題であります、現政府は總理大臣たる寺內伯は、韓國併合條約の調印者でありまして七箇年の長い間朝鮮の統治に當つた人であります、又內務大臣たる後藤男爵は、臺灣及滿洲の統治に當られた人であります、又大藏大臣である勝田主計君は、短期間とは申しながら朝鮮銀行の總裁の職に在つた人であります、翻つて殖民地統治の重任に當つて居る者は何人であるかと申しますれば、悉く武人であります、寺內首相は軍部の軍鎭として總督都督の武人制度の樹立に關しましては、直接間接に重大なる關係を有つた人でありますから、本員が殖民地統治に關する質問を致しまするは、此時を以て絕好の機會なりと信ずるのであります、先づ第一に政府に問はんと欲する點は殖民政策に關する根本の方針如何と云ふのであります、我帝國は非常なる民族の膨脹を致しまして、此處數年間の統計に見ますれば、每年增加する我同胞の數は殖民地を外にして、本國のみに於て八十萬人を下らぬのであります、然るに我同胞が殖民地を始めとして、世界到る處に散布されて居りまする其數はどれ位かと申しますると、先づ殖民地に於きまして、朝鮮に於て三十萬人、臺灣に於きまして十四萬人、樺太に於きまして六萬人、關東州には約五萬人でありまして、此等の殖民地並に租借地に於ける所の同胞の總數は僅に五十五萬人を出ないのであります、此外支那其他世界到る處に於て、我同胞が發展を致して居りまするが、其總數は八十五萬人に過ぎないのであります、即ち殖民地及び其他列國に分布されて居りまする所の、我同胞の總數と云ふものは、僅に百四十萬人に過ぎないのであります、年々增加致しまする所の我同胞の數が八十萬人と致しますれば、僅に二年分にも足らないと云ふ狀態であります、政府は將來果して何れの天地に向つて、我が民族の發展を期せむとするのでありますか、現狀の儘に放任を致して、自由に其趨く所に任すと云ふ方針でありまするか、或は或特定の地域を限りまして、成るべく日本勢力の及んで居る範圍內に向つて集中をする、言葉を換へて申しますれば、散布主義を執らずして、移民政策に關しては集中政策を執ると云ふ方針でありまするか、熟々歐洲列國の情勢を觀察致しますると、大戰の勃發以來、政治的にも經濟的にも、其他國家百般の施設上に於きまして、痛く根柢を脅かされて、來るべき戰後經營に對しましては、殆ど革命的の示威運動を起して居ると云ふ有樣であります、就中最も注目すべきは殖民政策の上に於ける所の顯著なる動搖であります即ち英國に於きましても、獨逸に於きましても、佛蘭西に於きましても、從來の如く散布主義を執つて居ることは國家の非常事である、將來は移民に對しては、一定の地域に集中主義を執らなければならぬと云ふ方針を定めて居るのであります、即ち自由に放任を致しまする結果としては、移民と云ふ者はどうしても賃金の高い所に趨くのであります、隨て若い者、此丁年以內の者は多く移民を致さないのでありまして丁年以上の壯丁が海外にどし〳〵出て行つて他國の生產事業に從事すると云ふ事は、取も直さず自國に於ける所の生產能力を減じて、他國の社會的貧血を補ふと云ふ結果になるのである、又兵役の關係に於ても、歐洲が大戰以來非常なる若い者を要求して居るのでありまするが、列國に散布致しましたる者は、容易に歸つて來ないと云ふやうな者も少くないのであります、所謂從來散布を致して居つたる移民に對しては、兵役を免除致して居つたがために一旦國家に緩急ある場合に於ては、斯樣なる點に於ても非常に注意を拂はなければならぬと云ふことで、歐洲列國に於ては、戰後政策として移民の集中主義を執ると云ふやうに見えるのであります、殊に英吉利の如きは單に移民のならず、將來は資本に對しても集中主義を執らなければならぬと云ふことが英吉利の富源開發委員會に於ても、左樣なる議論が多數を占めて居るやうに伺つて居るのであります、嘗て我國の外務大臣小村侯は、滿韓移民集中論なるものを唱へられたことがあります、從來我國に於ける移民政策は、殆ど無方針と云つても宜しいやうな狀態であつたのでありまするが、小村侯に依て滿韓移民集中論が唱へられたのでありまするが、是は果して今日歐米先進國が主張を致して居りまする如き散布主義を撤しての移民集中論であつたかどうであるか、是は大分疑を挾まなければならぬと思ふのでありまするが、即ち當時に於きましては、此米國に於ける所の排日熱が非常に盛んであつた、之を緩和せんが爲に、時の外務大臣が斯樣なる集中論を唱へられたのではないかと察せらるゝのでありまするが現政府は將來優等國並に劣等國に對して、如何なる移民政策を執るのであるか、又熱帶及溫帶方面に於きましても、如何なる移民政策を執らむと欲するのであるか、我國は既に南洋に於て占領地を有して居るのでありまするが、南洋の占領以來我同胞が彼の方面に參ります者は、甚だ少ないのであります然るに其結果は我母國と氣候風土を異に致して居りますが爲めに、體力に於きましても南洋の土人と競爭を致すことが出來ないのであります、隨て悲慘なる狀態に陷つて居ると云ふやうなことも、承知を致して居るのでありまするが、歐洲列國に於きましては、此熱帶圈に對する所の移民政策としては、諸君御承知の如く放資主義を執つて居りまして、資本を出して其土地の土人を使つて產業の開發をする、

若くは主として原料を南洋熱帶圈に於ける殖民國より、之を取ると云ふやうな方針を執つて居るのでありまするが、現政府は是等南洋に對しまする所の移民政策は、如何なる方法を執らむとするのでありますか、現内閣は東拓法の改正並に世界的の殖民地會社とも申すべき海外興業會社を起しまする等、多少國民の海外發展と云ふ事に對しては力を盡して居るやうであります、併し本員が唯今申述べました如く徹底的に調査研數を遂げて居らるゝかと云ふと、甚だ此點に疑を挾まざるを得ぬのであります、是實に國家的並に社會的の重大問題であると信ずるのでありますから此點に關して政府の明確なる答辯を要求致したいと思ふのであります、第二に問はんと欲する點は、政府が拓殖局を廢して拓殖務省を設置するの意なきやと云ふのであります、殖民地の狀態は唯今申述べました通り、實に本國の二倍に匹敵する所の領土、及勢力範圍を持つて居りまして、殖民地の統治は今日我が帝國に取りましては、重大なる國務の一に相成つて居るのであります、然るに現政府は此重要なる植民地の統一機關として、拓殖局なるものを造つて居るのであります、歐洲列國の例で見ますれば、英吉利に於きましても、佛蘭西に於きましても、獨逸に於きましても、葡萄牙に於きましても白耳義に於きましても、其他伊太利に於きましても悉く此殖民省を有せざる國はないのであります、殖民省を置いて殖民大臣に依つて、殖民地の統治と云ものは統一をされて居るのであります、殊に英吉利の如きは殖民省の外に印度省を持つて居ると云ふことは、諸君の御承知の如くであります、唯に米國のみは聯邦議會が殖民地に關する統治權を總攬致して居ります爲めに、殖民省を持つて居らぬ、我日本の從來の此點に於ての制度を研究して見まするど、曾て臺灣の領有の當時に於きましては、拓殖務省を設置致したのであります、然るに其の後此の拓殖務省を廢して、内閣の中に臺灣事務局を造つて、北海道に關する事務のみが内務省に於て所管致した、然るに其後に至つて、臺灣事務局を廢して之を内務省の所管に移したのであります、第二次桂内閣の時に至つて、更に拓殖局を新設し、第二次西園寺内閣に至つて之を廢して、内務省の所管に移しましたのであります、而して今回寺内内閣に依つて拓殖局なるものが新設されたのでありまするが、從來の是れ等の經過に見ましても、我が帝國の殖民地統治に關するところの政策は、朝三暮四であつて、甚だ無定見であつたやうに本員は見るのであります、現在の拓殖局の官制を見ますると云ふと「拓殖局は内閣總理大臣の管理に屬す云々」と書いてあるのでありまするが事實に於きましては、此事務は何人が執るのであるかと申しますと、拓殖局長官が執るのであります即ち内閣總理大臣は他の國務が多忙でありまする爲めに、主として殖民地の統治に對して力を俲すことが出來ぬのであります、拓殖局長官は一個の屬僚であります、事實に於て殖民地統治の問題は、一個の屬僚に依つて支配されて居る結果になります、殊に拓殖局なるものゝ組織は極めて不完全であります、帶にも襷にもならぬと云ふ中途半端な制度であります、殊に白仁長官が製鐵所長官に更られました今日に於きましては、法制局長官の有松君が御兼任になつて居るのでありますが、法制局の仕事も頗る多忙であつて、殊に有松君は餘り殖民地の事情に御精通にならぬ事は、御自身が特別委員會に來ても仰しやつて居るのでありますから、御自身も適任者にあらずと御考になつて居るのでありませう、然るに西園寺内閣の當時に於ける拓殖課はどうであつたかと申しますと、當時に於きましては、唯々拓殖課は、殖民地に關する書類の通過驛に相成つて居つたのであります、五十歩百歩と致しますれば寧ろ拓殖課をして書類を取次をせしめて、重用なる案件のみを内務大臣が處理することが適當でないかと存じます、現在の拓殖局の組織は長官次長書記官を以つて組織して臺灣朝鮮樺太關東州を第一課、第二課、第三課と課が置かれて居りますが、何れも高等官五等か六等の極く若い書記官が其の事務を取扱つて居らるゝのでありますが、殖民地の事情は其所々に依つて色々高等政策の上に於きましても、注意すべき點があるのでありまするが、事實に於きまして斯樣なる屬僚政治に依て殖民地が統治をせらるゝと云ふことは本員帝國の國策の上に於て甚だ悲まざるを得ないのであります、殊に此經營の成敗如何と云ふことは、國勢の消長にも關する重大問題でありまするが故に政府は進んで拓殖局を廢して、拓殖務省を設置するの意なきや如何と云ふことを御尋致すのであります此點に關しましては政府の明確なる答辯を願ひたい若し拓殖務省を設くるの必要なしとせば、其理由も併せて伺ひたいと思ふのであります、第三に伺ひたいのは、朝鮮臺灣の總督及關東都督の任用資格を、武人のみに限定せず、之を一般に擴張するの意思なきや、若し飽迄現制度を維持するとせば、其必要なる理由を伺ひたい、本員は豫算委員總會の席上に於て、此問題に對して後藤國務大臣と簡單なる應酬を致したのでありますが、後藤國務大臣の答辯が甚だ要領を得なかつた、悉く其文句を記憶致しませぬが現在の制度は約七十五年位の間と云ふものは、存置しなければ相成らぬと言つたやうな、殆ど何の意味であるか了解に苦む所の答辯を得たのであります、仍て此處に更に本員は質問の要旨を徹底的に申述べまして、政府の所見を伺ひたいと思ふのであります、現在の殖民地の制度は、本員茲に改めて申迄もなく臺灣の總督は陸海軍の大中將に限られ、朝鮮の總督は陸海軍の大將に限られ、關東都督は陸軍の大將若くは中將に限定を致して居る、而して是れは豫備の將官ではいけない、現役にあらざれば其資格は無いのであります、本員之れを武人に限ると云ふ理を甚だ了解するに苦むのであります、列國の例を引きますることは、賢明なる諸君の前に恐縮と存じまするのでありますが、政府の所見を伺ひますに付きましては、世界文明國の例を引證致しますることも已むを得ないのであります、歐洲列國の例を見ますると云ふと、獨逸を除くの外は悉く文化政策を執つて居ります、殖民地に對しましては武斷政策は宜しくない、文化政策を執らなければならぬと云ふ意味から、文官總督を採用することを主義と致して居るのであります、即ち英國が埃及を統治致しまするにも、埃及の統監には「ロードクローマー」なる即ち文官出の人が著任をし、其の後には「サアエルドンゴルスト」云ふ人が赴任を致しました、此人も文官でありますが、其次に武官である元帥の「キチナー」將軍が埃及に參つたのであります、然れば最後に元帥「キチナー」將軍を埃及の統監に任用したのは如何なる譯かと云ふと、是は日本と露西亞が戰爭を致しまして、小國の日本が大國の露西亞を破つたのは憲法政治の御蔭であると云ふ事で、日露戰爭後に於て此日露戰爭の結果が世界の思想界に大波動を起したのであります、而して戰敗國の露西亞を初めとして支那土耳其等に於ても憲法政治を要求した、此思想の波及の結果、埃及の思想界に於ても大なる波瀾を生じたので茲に武力壓迫の必要を感じ、臨時的に「キチナー」將軍を派遣したのであります、其他印度統治に付きましても、本員が更めて申す迄もなく歷代の總督は文官を任用して居るのであります、嘗て「キチナー」元帥が矢張印度の軍司令官として赴任した事がありますが、時の印度總督の「カーズン」卿と意見の衝突をして、雙方喧嘩を始めたことがありましたが、此の時にも英吉利は「カーズン」卿の意見を相當として、軍司令官の「キチナー」將軍を斥けたことは、諸君御承知のことであります、唯々一つ武人總督論を主張する者の中には、獨逸の例を引く者がありますが、獨逸の殖民地は多くは亞非利加で、南西亞非利加東亞非利加「トウゴウランドカメルーン」が其重もなるもので又、東洋に於きましては、東洋の海軍根據地として膠州灣を持つて居つたのであります、此亞非利加の殖民地は本員が茲に申す迄もなく、臺灣の一部に棲息して居る生蕃人の如き、獰猛なる土人のみであつて、之を統治致しまする上に於ては、常に軍事を必要として居るのであります、此土人を取締る上に於て、鎭壓の必要上武人總督の必要があります、即ち我が臺灣關東州其他朝鮮の如きとは、文化の程度を全く異にして居る爲に、武人總督を採用して居るのであります、現に亞非利加土人の數は一億一千萬人でありますが、白人の數は僅に二萬に足らぬ位の少數であります、此二萬に足らない人數を以て、此亞非利加統治に於て成績を得て行くには、所謂武力に訴へなければならぬと云ふ必要上よりして、武人總督を任用して居るのでありまして、我殖民地の狀態とは全然事情を異にして居る、然らば膠州灣はどうかと云ふと、是は申すまでもなく獨逸が東洋に於ける海軍の根據地であつて、隨つて獨逸の殖民省の所管にあらずして海軍省の所管に在つたことは申す迄もないのであります、隨つて「ワルデック」と云ふ海軍大佐が赴任して居つたことも、其意味よりして參つて居つたのであります、然るに日本の殖民地の主腦者と云へば一も二もなく武人でなければならぬと解釋したのは全く此獨逸が亞非利加に於ける統治制度の翻譯の誤りであると本員は信ずるのである、併ながら本員は必ずしも武人を排斥するものではありませぬ、武人にして知識あり經綸ある人ならば、之を用ゆる最も可なりであります、併ながら此武人と云ふ小範圍に

限るのは、如何にしても了解することが出來ないのであります、殊に總督都督は親任官であつて、是が任命に付ては 聖鑑に依つて決するのであります、廣く天下に人材を求めると云ふ 陛下の思召に適うて居るや否や、本員は疑問を起さざるを得ないのであります、殊に武人でありまして、武人としては甚だ尊重すべき人であつても、殖民地の主腦者としては不適任の人が尠くないのであります、現に乃木將軍の如き、國民が軍國の神として、大に尊敬を拂つて居る人であつても、臺灣統治の主腦者として乃木將軍の治蹟に關しては、國民の期待に反した事が尠なからんのであります、本員は武名嚇々たる武人を尊重する上から考へまして、無暗に畑違ひの所へ引出して味噌を付けさせるのは、軍國の一大事であると思ふのであります、殊に現在の制度に於きましては非常なる不利不便であると云ふことは、彼の關東都督更任に方りまして、中村覺中將が罷めて、其後任者を物色するに當つて、現役陸軍の大將若くは中將の中よりして之を選ぶことが出來ず、後備役である中村雄次郎男を現役に復せしめて、後任にしたと云ふ例があります、又安東總督は來る八月を以て、現役停年滿期に達せらるるさうであります、陸軍に於て最も秩序を尊重しなければならぬ所に於きまして現役を延長し若くは後備豫備者を現役に復さしむると云ふことの如きは、軍紀の上から考へましても、是は非常なる問題であると考へるのであります、武人總督論者の側に於ては、軍隊の統帥權と云ふものを始終問題にされ、殖民地の軍隊を統帥する上に、武人總督にあらざれば不便であると云ふ論がありますが、是は非常なる誤りで、歐洲列國に於きましても、文官總督が軍隊の統帥權を持つて差支がない、若し差支があるとすれば、他に軍司令官を置けば差支ない、現に朝鮮の如き、武人總督の外軍司令官を置いてある、併し我國に於ても韓國統監の時代に於きまして、伊藤公及曾禰子の如き文官統監でありながら、軍隊の統帥權を持つて居つて、何等差支がなかつたのであります、故に文官に軍隊の統帥權を持たせるは、非常なる不利不便があると云ふので、武官制度を飽迄も維持せんとするのは、誤まつたる見解であると本員は解釋せざるを得ないのである、然るに飽迄も政府は現行の制度を維持せらるるか否や若し又我國に於て武人にしなければならぬと云ふ特殊の理由がありますれば、其點を併せて伺ひたいと思ふのであります、第四に伺ひたい點は、拓殖調査會を組織するに付て、委員を官僚と少數の學者のみに止まらず、更に拓殖事業に從事して居る人迄加へると云ふ意思は無いかどうか、本員は此拓殖調査會の設置に付きましては、滿腔の賛意を表するものであります、併ながら其組織内容の點に至りましては甚だ疑を挾まざるを得ないのであります、既に委員の顏觸は一部の官人と少數の學者に限られて居る、拓殖事業に關係したる者は一名も加へてないのであります、列國の例を申しましても、拓殖會議と云ふものには、必ず實際家を入れてない所は無いのでありまして、佛蘭西の如きは殖民地に關係ある商業會議所の會頭、拓殖會社の重役其他親しく殖民地に於て種々の事業に從事して居る所の人を加へて居るのであります、然るに我調査委員會に於きましては、東洋拓殖會社の總裁も、滿鐵の總裁も、朝鮮銀行の總裁も、臺灣銀行の總裁すらも、之を加へて居ないのであります、而も現在の組織を以て拓殖調査の目的を達し得ると考へらるるのでありますか、政府は更に進んで斯樣なる人物をも網羅して、之に殖民地の事情に通じて居る者を加へて、實績を擧げる御考はないのでありますか、此點を伺ひたいのであります第五に御尋を致したい點は朝鮮に於ける財政獨立計畫に伴ふ地租增徵並に市街地稅の設定が統治上民心に及ぼしたる影響如何と云ふ點であります、寺内伯爵は朝鮮總督の在任中に於て、併合後二年目に於て早くも朝鮮の財政獨立の計畫を立てられて地租に於て約四割、賦課稅を加へますれば六割であります、又從來市街地稅と云ふものは無かつたのでありますが新に市街地稅を新設をして、時價の千分の七と云ふ重稅を課せられたのであります、殖民地の財政獨立は、主義としては何人も反對する者はないのでありますが、併し是が實行に至りましては、其方策を誤らぬことを期せなければならぬ、徒らに財政獨立の美名に憧憬して、輕々に之を斷行するが如きは、政治家の最も愼まなければならぬ點であります、朝鮮が保護政治を施きまして以來、歷代の統監總督が最も苦心致しました點は、日本の政治に對する朝鮮千五百萬人の疑惑を解くと云ふ一點に在つたのであります、我帝國が日韓保護條約を締結致しまして、統監府を設置するに當つて、朝鮮の民心は我政策に對して大なる疑の眼を以て視て居つたのであります、然るに十年の歲月の間に於て、斯樣なる問題も解決を致されまして、朝鮮人が我が新政に大分信賴を致して來たのであります、初め我保護政治の時代に於きましては、殖產工業の發展を期するが爲に、統監府に付ては種籾を朝鮮人に配布し、又蠶の種紙を與へ、立派なる所の鷄の卵を與へて之を孵へせば、從來の朝鮮の鷄のやうなものでない、立派な鷄が產れるし、又其卵と云ふものが非常に高く賣れると云ふことで、斯樣なる微細なる點に渉つても、注意を致して殖產工業の奬勵を致したのでありますが、此等の點に付きましても、朝鮮人は非常な疑を持つて種籾を與へられましても、政府は無償で斯樣なるものを吳れる譯はない、必らずや是が立派に稔つた時代には、日本政府は之を取るのだらう、蠶の種紙を與へられた場合に於ても、繭に成れば日本政府は之を徵發するのではないかと云ふやうな疑惑を持つて居りまして、大小の官吏若くは民間の者が、此等の疑惑を解く事に苦心した事は非常であります、即ち我が政府は朝鮮に對して眞に善政を施くのであると云ふことを說明し、百方苦心の結果、此等の點に關しても非常に疑惑が解けたのである、然るに併合後二年目に當りまして、突如として時の朝鮮總督は地租に向つて又——市街地稅に向つて重稅を課せられたのでありますから、朝鮮人は之に對して何と考へたかと思ふと「さあ御出でなさつた」と言つたのであります、詰り籾にしても取らず、親鳥にしても取らず、繭にしても取らなかつたが、稅金と云ふ形に變じて誅求を致すのであると云ふ風に誤解を致したのである、東洋人殊に支那人朝鮮人の如きは、文明政治の優劣を解するの能力がありませぬから、直接に自己の負擔の輕きことを以て、必ず善政なりと信じ居る民であります、併合に致しましては韓國政府の要路の大官其他主なる者に向つては公爵、伯爵、子爵、男爵と云ふ榮爵を授けられ、又多額の恩賜公債を下付せられたのであります、一般民人に對しては併合記念として、總督府の主腦者は增稅を斷行致したのであります、政府者は此增稅に對して、徵稅の成績を以て或は何等の惡影響なしと斷ずるか知れませぬが、實際に朝鮮の事情を知つて居る者は、統治上惡影響を及ぼせるものとして居るのでありまして即ち日本の新政に對する朝鮮人の誤解が了解し掛つた際に於て更に民心をして大なる疑惑に陷らしめたと云ふことは、少しく朝鮮の統治に注意をして居る者の悉く感ずる所であります、朝鮮は保護國の時代と異なり、今日に於ては帝國の領土であり、千五百萬の民人は皆我同胞である、而して等しく 天皇陛下の赤子でありますから、是が統治の上に於きまして、新附の民人をして眞に併合の本旨を了解せしめ帝國の忠良なる臣民と爲らしむることに付ては、帝國の政治家は最も大なる注意を拂はなければならぬことであらうと思ひます、本員は併合後に於きましては、寧ろ一二年の間は若し財政が許すならば、幾らかの租稅の輕減をしても、日本の新政に對する有難味を感ぜしめ、且つ日本の政治に對する信賴心を增さしめたいと思ふのでありますが、不幸にして朝鮮統治の任に在つた寺内伯爵は、之に反して增稅を斷行せられたのであります、歐洲列國の例に見ましても、殖民地財政の獨立と云ふことは、何れの國と雖も之を無視する所はない、然るに增稅に至つては最も愼重なる注意を拂つて居るのであります、殊に新附民人の苦痛を感ずる直接稅を徵收するが如きは餘程同化の實が擧つて、眞に國の政治を了解したる時機に到るに非らざれば、之を斷行しないことを以て例として居ります、隨て殖民地に於ける政費が足りない所は、公債支辨に仰いで、其住民に政費を負擔すべき義務あることを知らしめて、增稅を行ふ場合に於きましては、民人の直接苦痛を感ぜざる間接稅若くは專賣收入に依て、財政の獨立を圖ることは歐洲文明國の悉く採つて居る所の財政計畫である、此點に關しまして我が臺灣の統治は實に旨くやつたと思ふのであります、即ち臺灣の財政の獨立は、臺灣領有後十年にして之を決行致したのでありますが其財源は專賣收入若くは關接稅に依て、完全なる財政の獨立を致したのであります、本員は斯かる意味に於きまして、地租增稅は時機を誤り、朝鮮統治上の一大失政であると信ずる者でありますが、政府は果して此點に關して如何なる所信を有して居られるのでありますか、此點を伺ひたいと思ふのであります、最後に第六に伺ひたいのは、各殖民地を通じて其施設經營が形式虛飾に流れ、一般民人の福利を增進するの方策を缺けるの憾ある一事であります、之に對して政府は如何なる所信を有せらるるのでありますか、我が殖民地に於ける施設經營を見ますれば

臺灣を見ましても、朝鮮を見ましても、亦關東州を見ましても、如何にも一見立派であります、一見堂々たる理想の政治を行つて居るやうでありますが、偖其の内面に立入つて考査を致しますれば、遺憾の點が尠からぬのであります、其の最も大なる原因とも申すべきは、政治の方策が洵に形式に流れ、虚飾に陷つて實際に適合すべき所が無いのであります、形式政治虚飾政治から生ずる是れは一大缺陷に外ならぬと思ふのであります、例へば朝鮮臺灣の例に見ましても、是等の政策上の一大缺陷は、教育の上に於きましても、土木の上に於きましても、治安維持の上に於きましても、亦殖産興業の上に於きましても、其の他百般の政治の上に於て現はれて居るやうに信ずるのであります、本員は茲に一々細かなる例を擧げて論じますることは、長時間に亘りますから之を愼みます、併ながら一二の例を擧げて申しますれば、先づ朝鮮の例で申しましても、京城若くは其他朝鮮を通過された方は、悉く目に著かれることと思ひますが、京城に於いて最も人目を惹く所のものは、總督の新官邸であります、而して第二番目には朝鮮「ホテル」であります、其他汽車で漢江を渡りますと、漢江の鐵橋の上に約一町許りの所に堂々たる人道橋が架けられて居ることであります、其他地方を見ましても、鎭南浦に於て築港を百四十萬圓の金を掛けて施行されて居ります、又仁川に於きましても閘門式の大築港が行はれて、如何にも文明的施設が到る所に於て行はれて居るやうに思ふのでありますが、然るに諸君、總督の新官邸は朝鮮統治の上に於て幾何の貢獻を致して居るでありませうか、此總督の新官邸は寺内伯が陸軍大臣の當時に於きまして、八十萬圓の大金を投じて京城に軍司令官の官邸として建築を致されたのであります、然るに其計畫が餘りに大でありましたが爲に、出來上りました後に於きまして、住むに主人が無いのであります、到底軍司令官の僅かなる俸給を以てしては之に住ふことが出來ないのであります、隨て殆ど是が出來上りましてから、十年近くにもなると思ひますが、未だ曾て之に軍司令官は勿論、伊藤統監と雖も之に住むことが出來なかつたのであります、唯々之を一回利用致しましたのは、昨年の朝鮮總督府始政七週年に當つて、紀念繪葉書の寫眞に使はれたと云ふ位なものであります、而して軍司令官の官邸には別に五十萬圓を投じて、新に建築されて居るのであります、巍然たる朝鮮「ホテル」は、是も八十萬圓を投じて居るのでありますが、是が朝鮮統治の上に多數の民人の福利を增進する上に於て、どれ丈の効果があるでありませう、少數の外國人は之に來て泊つて居りますけれども、京城には立派なる他に「ホテル」もあれば宿屋もあるのであります、詰り西洋人の泊る「ホテル」もあれば内地人の泊る宿屋もあるのであります、特に官府が八十餘萬圓の大金を投じて、斯樣なる「ホテル」の設備をしなくても間に合つて行くのであります、又漢江の人道橋の如きも鴨綠江の鐵橋には中央に汽車を通じて、兩方に步者を通ずる所の立派なる人道橋が併せて設けられてあるのでありますが、漢江の鐵橋には其鐵橋の河上に、僅に一町許りを隔てたる所に、八十萬圓を投じて新たに人道橋を造つたと云ふやうな有樣であります、朝鮮に於きましても、臺灣に於きましても、幾多の緊急施設を要することが尠からぬのでありますが、民人多數の福利を增進する上に於ける所の設備を後にして少數の外國人に對する所の設備に多大なる金を掛けるが如きは、本末輕重を誤つて居らないかと思ふのであります、鎭南浦の築港に於きましても百四十萬圓を投じて、八箇年に亘つて工事を致したのでありましたが、出來上りました結果と云ふものは、何の役にも立たぬ、是は大正三年度の決算にも現はれて不當支出として、會計檢査院が報告を致して居ります通り、鴨綠江の遊泥が入りまして何等の役に立たない、二艘の浚渫船が朝から晩迄、三百六十五日泥を揚げることに掛つて居りましても、尙ほ千噸の船を入れることが出來ないと云ふ有樣、是は併し技師の設計の誤りでありませう、我國に於きましても斯樣なる築港の失敗はあるのでありますから、必ず總督の責任のみと之れを論ずることは早計でありますけれども、斯樣なる多額の金を投ずるに當つて、豫め其設計に大なる注意を拂はなかつた結果であるのであります、斯の如く都市に於ける經營には、非常なる莫大なる金が投ぜられて居るのでありますが、臺灣でも朝鮮でも、一歩鐵道沿線の地域外に入つて見まするも、道路と云ふ道路と云ふものは殆ど無いのであります、成程國費を以て計畫された道路等は朝鮮の如きは最も良く出來上つて居る所もないではありませぬ、是れは主として賦役に依つて道路が建設されて居るのでありますが、金の掛かる橋なんかは殆ど無いのであります、一度雨が降りますれば交通杜絶の狀態に陷るのであります、本員は京城に八十萬圓の金を投じて「ホテル」を造る金があるならば、五千圓を投じて田舍の橋を百六十若くは溜地を百六十造つた方が、遙に民人の福利を增進する上に於いて利益であると思ふのであります、斯樣なる例は甚だ尠からぬのであります、其の他政務機關の尨大なることに付きましても、朝鮮總督府は實に七十二人の勅任官を有して居るのであります、最も卑近なる例は獨逸が膠州灣を經營致して居りました時分には、大佐の「ワルデック」と云ふのを總督として、其の下に僅かな將校が居つたのでありますが、日本が一度之れを占領致しまするに、陸軍の中將である、軍司令官を置き、其の下に民政長官の勅任一等官を置き其の下に勅任官か二人、高等官が數人居ります、實に政務機關の尨大に陷つて、徒らに繁文縟禮で政務が澁滯を致します、現に青島の如きも獨逸が經營して居りました當時に比較しますと、今日は非常な繁文縟禮に陷つて居るのであります、獨逸政廳の組織では一つの問題でも總督の所に行つて、僅に五分間位にして決定が附いたのが、今日は民政署を經由し、其上に部長を經由し、民政長官及總督の決裁を得ることで、非常なる手數を要するのであります、本年度の豫算に於きまして、朝鮮總督は釜山の稅關長を勅任にすると云ふことで、豫算を要求されたのでありますが、斯の如きも非常なる誤りであると豫算委員會に於ても大變物議を釀したのであります、現に釜山よりも約二千萬圓位貿易額の多い所は敦賀の稅關の主任者と云ふものは、判任官五級年俸六百圓位の官吏がやつて居る、對岸の門司ですら一億數千萬圓の輸出入額があるのに、奏任官が事務を處理して差支ない、而も今後二箇年後に於て、内地と朝鮮との關稅の障壁は撤廢される、此時に於て特に釜山に勅任の稅關長を置かなければならぬと云ふが如きは、何人が見ても非常識なる計畫であります、現に此問題が豫算委員會に於て非常に物議を釀しました結果、段々研究を致して見ますと云ふと、釜山の現在の稅關長が高等官三等で、古るいのであるから之を勅任官にしなければならぬと云ふやうな、人間の待遇論から來て居るのでありまして眞に勅任官の稅關長を必要とするのではないのであります、然るに此稅關長問題が議會に於ては八釜敷くなりました結果、事實に於て之を勅任にすると云ふことは、甚だ不穩當であるとでも總督府で解釋されたのでありませう、八日の官報を見ますると云ふと、釜山の稅關長は朝鮮總督府の營林廠長に轉任をして勅任官になつたのであります、斯樣な實例に見ましても、如何に此政務機關の尨大であつて、繁文縟禮に陷つて居るかと云ふことが分るのであります斯樣な點に於て政府は大に此殖民地に於ける財政行政の整理を斷行するの意思なきやと云ふことを質問致しまして、此壇を降る次第であります（拍手起る）

○副議長（濱田國松君）　質問第三、石炭需給に關する質問工藤善助君。

三　石炭需給に關する質問（工藤善助君提出）

石炭需給に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年二月二十三日

提出者　工藤善助

贊成者　河上哲太　外三十一人

石炭需給に關する質問主意書

近時炭價の暴騰甚しく加ふるに運輸の機關充分ならすして石炭の缺乏を訴ふるもの少からす殊に各種工業の如きは其の蒙る打擊甚大なるものあり大に考慮せさるへからさる問題たり仍て左の事項に付政府の所見を質問す

一　外國輸出石炭を制限するの必要ありと信す政府の所見如何

一　石炭輸送力增加の設備を爲すの急なるを認む政府の所見如何

右及質問候也

〔工藤善助君登壇〕

〔拍手起る〕

○工藤善助君　本員は石炭の需給に關して政府の所信を承りたいと存じて居るのであります、で先月二十三日に此問題を提出を致したのでありますが、先刻長田君より御演說になりました通り、爾來物價調節の委員會其他の委員會に於て、政府に對して說明を求め、其應答に於て粗々了解し得る事も出來たので、成程先刻長田君より石炭の價格に對する所の調査は綿密周到に御演說になりましたから、再び私が此處に於て辯明を致すの必要はないので、併ながら

此點に付て長田君の御論議中には、全く單に石炭の關係より今日の暴騰を致したものである、斯う云ふ御斷定に相成つて居るやうでありますが、私が此石炭に關係を致して想像致して居る所に據れば、運搬輸送力の不備より、大なる此價格を引上げて居るやうに私は思ふのである、故に價格の上に於て調節を圖ると云ふ問題は既に長田君より明瞭に述べられてありまするから、敢て玆に蛇足を加へるの必要はありませぬが、運搬の事に就て少しく御話を致して見たいと存じます、而して政府の所信を質したいのであります、先刻長田さんより御演說になりました通り、石炭の需給の關係と云ふものは、全く全國民の生活上に多大なる所の影響を持つて居るのであります、直接に申せば工業家は之に依て盛衰興亡の岐るゝ所となるのである、で近來政府殊に農商務省などに於きましては、物價の調節或は米の非常に騰貴を致した爲に、暴利取締令に依て關某が處分を受けたなんと云ふやうなる實例もございますけれども、此關係は左樣な事情から暴騰を致したものにあらずとしても、國民の困難を感ずる所は甚だ等差はないので、此中此工業と云ふものゝ食料とするものは石炭である、工業家が必要を感じまする點は米で――食料と此石炭と云ふものは並び立つて必要なものであつて、若し石炭が缺乏致しますれば、一日も此事業は出來ないので、此關係に就て廣く一般の調査の上より議論を盡してありますから、私は簡單に極めて此小部分の地方に向つての感じを御話を申述べて見たいと思ふ、私は多少此製絲と云ふ事に關係を持つて居る、此製絲と云ふものが今日の狀態で見ますれば、百斤の製絲を拵へるのに五倍若くは六倍と云ふものでございまして、百斤のものは何れ五六千圓は石炭の費用の爲に要するのである、で此の如き多額な費用を要するとすれば、此工業家は如何にして之を消費を致して參る、農家が苦心を致して造り上げた所の原料の繭の價格を減じて此補を付けるの外は無いのである、それでございますから、過刻長田君の言はれる通り直接間接に此國民は此困難を感じて居るのであります、然るに私の輸送方の點に於て申上げたいと思ふのは、數量の上から申しますれば、需要と供給が甚だ相合致さない、斯う云ふ事でありまするが、農商務省の鑛山局に於て調査せられたるものに依て見れば、大正二年は二千一百三十幾萬噸と云ふものであつて、大正六年には二千五百九十幾萬即ち二千六百萬と云ふものが產出せられて居る、而して之を需要致す所の方はどうであるかと云ふと、二千一百何十萬と云ふ調査の面には見えて居るのである、それでありますから實際此鑛山より掘出す所の產額の上から見れば、敢て需要供給が甚だ合はざるものであると云ふ斷定を下す程の必要はない、寧ろ此殘炭が大正六年に二百八十八萬八千噸の剩りをなして居る、然るに却て一昨年頃は百三十二萬何千噸と云ふものより剩つて居らぬ、斯う云ふ計算から參りますと、今日の價額が敢て生產額と需要高とが不平均の爲に、此價格が騰つたと云ふことは申されないやうに思ふのであります、極く小さい點を御話し申したい事は、御承知の通り今日の生絲は四億に垂んと致す所の生產力を持つて居る、其內四割若くは五割に近い所の生產は長野縣に於て產出致して居るのであります、其半は此頃新聞で御承知になりました通り、大なる椿事を惹起し、碓氷峠の見世物にして宜いやうな「アプト」式で闘まなければならぬと云ふ此坑を潛つて、大なる事業の石炭を供給して居る所が、一昨年頃より非常に此石炭が――石炭許りでない貨車が缺乏致しまして、一切の貨物があれに非常なる所の停滯をなして、石炭などは之を運搬することが出來ないやうな狀態に立至つたので、故に已むを得ないから高い所の九州炭を直江津の方に廻して、之を取ると云ふ有樣、昨年などは終に此常磐地方に現に其礦業を持つて居る者が、自身に此山を持つて居つて、さうして安く石炭を求むる事の出來る者が、此輸送力の無い爲に運搬することが出來ない、已むを得ませぬから、高い船賃を出して直江津方面から揚げなければならぬと云ふ有樣であつたので、それで是は餘事でありますが、碓氷峠の此頃の椿事に付て、少しく皆さんの御參考に申述べて、政府の反省を促したいと思ふ事は、如何に此碓氷峠の輸送力と云ふものは困難であると云ふことを、少し申述べて見たい、昨年別な事でありますけれども農家が主食物としては米麥でありますけれども、第二は年中之を利用する所の味噌の仕入を爲して居るそれから秋に至れば菜大根と云ふものを一の食料として居る、農家は此三つを以て生活を爲して居るのであります、所が昨年此仕入に際して豆をすつかり煮込で、今將に仕入を爲さんとする時に方つて、鹽が無いと云ふ、それで非常な騷ぎになりまして、長野の商業會議所若くは上田の商業會議所等より委員を派して、大藏省に參つて其事情を陳情し、或は鐵道院に向つて運搬要求をなして、色々調べて見ますと其時は既に鹽は十分出來てあつたけれども、此運搬の出來ない爲に、此仕入をなす事が出來ないで折角農家の豆は大多數之を腐敗に歸せしめたと云ふやうな場合になつた、此當時の縣民の怨聲と云ふものは、鐵道は國有となり、鹽は專賣となる、政府が之を爲さうとすれば、吾々の生命は――政府に殺されて仕舞ふのであると云ふやうなる怨聲を發した事は、實に甚しかつたのであります、斯樣な如く輸送が少いのでありますから、石炭なども十分に運ばれないことは當然である、所が此碓氷と云ふものが、根本よりして改正工事をなすと云ふには、假令其方法は立ちましても容易に出來ない事である、容易に出來ない事でありますけれども、僅かな改良で、餘程此牽引力を增すことが出來るであると私共は信じて居る、それはどう云ふ事であるかと云ふと、今日彼の牽引力と云ふものは、御承知の通り電氣力と汽熱力と雙方用ゐて居るのであります、電氣の力で遣れば、此横川輕井澤間が四十分で達することが出來る汽熱力に依ると一時間二十分掛かる、之を電氣に改めさへすれば餘程牽引力を增すのでありますけれども、政府は是が計畫を爲さない、然らば電氣の供給が缺乏致して居るかと云へば、承る所に據れば、彼の發電所は二千「キロワット」の供給が出來るのである、然るに現在使つて居るのは此半分一千「キロワット」しか使つて居らぬでございますから、電氣汽關車さへ拵へれば之を增すことが出來るのに、之を增さないと云ふやうなることは、農商務省などの見る所が、東京の眞ん中で少さな官吏が生活に困ると云ふことが每日のやうに耳に聞え目に見えるから、僅か二十圓か二十五圓か上つたと云つても非常な騷ぎを致しますけれども、田舍の百姓が此年中用意を致さなければならぬ所の味噌の仕入が出來ない其仕入に向つては自分が申しては甚だなんでございますけれども、此仕入には一時に金が要ることであるから、隨分私が融通を付けてやつたこともある、所が折角煮ました物は腐敗せしめて、再び又要求しなければならぬことは、眞に淚を出して眞に其恨を言ふことであります、斯樣な慘狀は政府者は能く御覽にならない、餘り感じないのでございますけれども、若し此困難の事情を御承知であるならば、鐵道牽引力を增す計畫位は是非やらなければならぬ筈であると私共は信じて居る、それから此常磐方面の石炭を取らうとしますと、さうすると此今の貨車が不足である、斯う云ふことになつて居りますから東部――東部管理局なら東部管理局の貨車係などは、非常な苦心を以て色々の經營を爲して居る所が、是は貨車さへ增しますればもつと工合が能く往くのでありますから、之を木負など行つて來ると云ふと日本の今日の設備では、貨車を增しても實際に運搬する所の力がないと云ふことを言はれますが、決してさうでない、まつと車が增して融通の出來た時には、ずん／＼通行が出來る、それから又各停車場に行つて能く聞いて見ますと、貨車さへ澤山あれば此方は幾らでも送られると云つて居る、斯樣なことでございますから、國家が今日位困難であるならば、政府はもう少し急激に此貨車の都合を計り、機關車の增設を計りましたならば、今日の如き有樣でなく往くであらうと私共信ずるのであります、さう云ふ次第でありますから、先刻長田君の言はれる通り、私は斷然是に於て爲し得られる丈は輸出を制限をされるのが、一番急務であらうと思ふ、輸出はどう云ふことであるかと云ふと、內地の需用は二千一百萬噸で輸出は二百三十萬噸である、さうすると內地の需用に對して一割二三分の數量は外國に必ず出て居るのであります、若し此二百三十萬噸の石炭の輸出を禁ずると云ふことになりましたならば、どうしても一千五百艘位の船が浮いて來る、此船と云ふものが是は外國に運ぶものが、沿岸航路に之を用ゆると云ふことにしましたならば、倍の用は爲すであらう、さうすれば三千艘の船が二千噸と致しましても浮いて來る、左樣致せば此運搬の圓滿なる所の效果を收めると同時に、一方には一割三分の輸出を減ずると云ふことになる、併ながら之を仔細に考へて見ますと云ふと、全部を之を禁ずると云ふことは、到底六け敷いことでありませう、然らば是は半減でも宜しい三分の一でも宜しい物の價の上ると下ると云ふことは、僅の需用供給の差より生じて來るのでありますから、一面に三分の一減ずると同時に、一面には船の融通と云ふものがずつと浮いて參りますから、此炭價の調節を計り、需用供給の間を圓滿ならしめる

と云ふことには、大なる効力を有すると思ふのであります、故に此價の是に至つたと云ふやうな點は、先刻御斷り致しました通り、私は茲に多辯を要しませぬ、前の質問に言ひ盡してありますからそれは述べませぬが、兎も角も政府は是に於て輸出に對する制限若くは禁止をする所の意思ありや否や、此點を政府の所見を質したいと存じます、第二には政府が唯今の如く獨り石炭のみならず、總ての物貨の輸送力が完からざる爲に、非常な困難を致して居るのでありますから、此際にはもう全速力を以て、貨車若くは機關車の增加を計りまして、今日の如く不圓滿なる所の輸送を爲して居ると云ふやうなことのないやうにするの所信がありますか、どうでありますか之を承りたい、先刻申しました通り、山の此礦山には產出した所の石炭が、常磐などにあつて見ますれば澤山ある、唯々運搬の出來ない爲に此表から往つて見ても澤山あるやうであつて、貧の需用者には不便を感じて居る、僅かの廉い石炭をずつと碓氷峠で私共の方へ往くやうな奴が、高い石炭を態々日本海に廻して揚げて仕舞はなければならぬ、斯う云ふことになるのも、政府の鐵道に對する所の施設宜しきを得ない爲に、斯樣な結果を產出したことが、甚だ大なるものであらうと思ふ、で斯樣な次第でありますから、唯今の二點に付て政府の所見を承らうと云ふ私の意思であります、餘り質問の爲に隨分皆さんの御迷惑になつて居るやうに拜察致して居りますから、極く簡單に是丈の事を申して置きます。

〔拍手起る〕

○副議長（濱田國松君）　質問第四、一宮房治郎君。

四　日露日支兩協約の實行並支那鐵鑛國有に關する質問（一宮房治郎君提出）

日露日支兩協約の實行並支那鐵鑛國有に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年二月二十六日

提出者　一宮房治郎

賛成者　土屋清三郎　外三十人

日露日支兩協約の實行並支那鐵鑛國有に關する質問主意書

一　前內閣當時日露協約成立し我か國は東清鐵道の一部讓受及松花江航通權を得たりとの說あり之と相續き大隈前首相以下對露關係者の授爵あり然るに爾後同件に關して何等の消息を聞かす其の後の成行如何

二　滿蒙に關する日支協約は締結後既に二三年を經たり然るに條約の不備と支那官憲の排日的行動とに依り同條約の骨子たる商租は殆と有名無實の觀あり本問題と重要關係を有する滿蒙の區劃、濱西問題及商租に對する見解並其の處置如何

三　日支協約に依り獲得したる鞍山站外八箇所の鑛山は二三の例外を除き條約上權利の實行不可能に在り之に對する政府の處置如何

四　支那政府に於て鐵鑛假規則を發布し鐵鑛國有主義を實行せむとする結果鳳凰山桃冲其の他邦人の關係せる鐵鑛は大影響を受け對支鐵鑛經營を困難ならしめつゝあり之に對する政府の處置如何

右及質問候也

〔一宮房治郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○一宮房治郎君　本員は極めて簡單に日露協約の其後の經過、日支協約其後の實行、並支那鐵鑛國有問題に關する政府の所見をほんの簡單に承りたいと思ひます、日露協約は是は外交上の幽靈でございます、私が政府に問はんと欲する所のものは、此外交上の幽靈に對して其正體を見せて戴かんことを希望するのでございます、大正五年の頃でございましたが、我全國の新聞は日本と露西亞との間に協約が成立致しまして、我國が露西亞に對して軍器を供給する代りに、露西亞から致しましては松花江以南の東清鐵道黑龍江並松花江の航海權を、我國に讓渡することになつたと云ふ事を傳へたのであります、當時我全國の新聞紙は大隈內閣が外交上に於ける一大成功であると致しまして、筆を揃へて大隈內閣を讃美したものでございます、是と續きまして當時外交の當局者たる大隈首相石井外相並當時露國駐箚の大使でありました所の現首相本野（笑聲起る）現外相の本野子爵などは、悉く昇爵の恩命に接したのでございます當時世人は其昇爵の原因を想像致しまして斯る外交上の大成功に對する當然の報酬であると致しまして何等之を異しむ者は無かつたのでございます、所が意外にも此日露協約なるものは其後果して何處に消失せたのでございまするか今日に至る迄吾々は其正體を發見する事が出來ないのであります、當時此問題が樞密顧問の問題に上りました、石井外相は之に答辯致しました、此問題は大體に於て決定を致したけれども、價格賠償如何の點に於て、未だ決しないのであると云ふ甚だ苦しい答辯をして居るのであります、國家の重大なる所の外交上の機密が、未だ成立しない間に天下に漏洩をした、是は實に管船問題以上の大問題であると私は信ずるのであります、其結果は――之に對しまして甚しき反感を與へた其結果でありまするか、どうでありまするか、今日に至る迄も既に二年になりますけれども、此日露協約なるものが果してどうなつたかと云ふ事は、本員首め世人悉く之を知らないのであらうと私は思ふのであります、諸君、是が外交上の幽靈でなくて何でございませう、日露協約なるものは實に天下に於ける最も奇怪なるものゝ一問題であります、今日西比利亞方面の形勢が非常に重大になつて參りまして、我國の西比利亞及北滿方面に於ける關係と云ふものは、非常に重大になつて參りました、此重大なる關係が起るに付きましても、吾々は當時世間の耳目を聳動致しました此協約は、果して如何なるものであるかと云ふことが先づ一番に頭に來るのであります、若し前內閣で申して居りました事が事實でありまして單に價格の點のみが決して居ないものと致しましたならば、其後勿論露國に政變はありましたけれども現內閣と露國との間には十分交涉の時間があつたのでございまするからして、此協約の結果が果して如何に成行いて居るか、帝國の利權其他にも非常に重大なる關係を有するものでございまするからして、私は此問題に付て政府の詳細なる御說明を承りたいと思ふのでございます、勿論本問題は外交上の機關に屬する事でございまするけれども、今日の如く露西亞が既に斯る狀態になつて居りまする以上は、最早此問題を祕密に付する必要は無いのであらうと思ふ、政府は此際此問題に付きまして、詳細なる御說明を承つて、天下に於ける疑惑を解くと共に、吾々の西比利亞及北滿方面に於ける覺悟と自信とを決せしめられんことを偏に希望するのでございます（拍手起る）第二に承りたいのは、日支協約の實行の事でございます、日支協約は所謂前內閣唯一の外交上の成功でございまして、是が爲めには利益になる國家の騷動を來して、得た所の唯一の權利でございます、所が此日支協約なるものが、本員等の見て居る所に依りますると、既に三年近くになりますけれども、其實行は殆ど困難であつて、是が爲に滿州に於ける我國の利權と云ふものが、何程進んだかと云ふことに付て、非常なる疑問として居るのでございます、此事に付きましては此實行が困難であると云ふことは、種々なる原因もございませうが、其重なる原因は所謂支那に於ける日本人に對する一種の反感即ち過般我同僚伊東君が申された所の、滿洲に於ける排日熱であらうと私は信ずるのであります、過般本野外相は吾々は滿洲に於て、排日熱があると云ふ事を認めることが出來ないと云ふやうな議論でございましたが、吾々の觀まする所では、滿洲に於ては拭うべからざる所の排日熱が、支那人の頭に深く印象されて居ると思ふのであります、其原因は種々ございませうが、其最も重なる原因の一は、日支協商の際に於きまする我政府の失態と、其後に於きまして起つた所の所謂宗社黨事件なるものゝ、支那人を苦しめた事と、此二大原因が最も支那人の頭に強く印象致しまして、我國に對する反感を拭ふべからざる狀態に陷れたものと私は信じて疑ひませぬ、此排日熱の熾んな事に付きましては　過般同僚伊東君からして委細の說明がありましたから、私は茲に之を省きまするが、此排日熱あるが爲に、日支協約の實行と云ふものが非常なる困難に陷つて居る、此排日熱を緩和する爲めに、我當局者は果して如何なる措置に出でられて居るのであるかどうか、又此日支協約が殆ど實行不能の狀態に陷つて居る次第で、原因は即ち條約其ものゝ間に非常なる疑義が多い、條約の決定が甚だ不完全であつて、支那人をして其間に乘じて種々なる口實を利用せしむる餘地が多いと云ふことが、最大なる原因であらうと思ふ、さうして見ますると、我國の權利に於て即ち商租と云ふ權利に對して、最も深き利益關係を有して居る滿洲蒙古と云ふものゝ境界に付て、條約上何等の決定がない、又當時當局者の報告さるゝ所に依りますと、商租と云ふものは殆ど所有權と同じやうな權利であつて、三十年間の期限附であつても、無條件で之を更新する事が出來る、一種所有權の假裝したものであると云ふやうな話がありましたけれども、此條約文面から見ますると、種々なる解釋が其間に出來るのであります、現に支那政府の如きは商租權と云ふものは三十年を越える事は出來ない、詰り三十年以內に於

て、無條件で之を更新することが出來ると云ふやうな解釋を下して居りまするが、斯かる解釋を下すことが出來るやうな不完全なる契約であつたのであります、其他種々のあらを搜して參りますと、種々ございますが、支那政府に於きましては、此條約のあらを搜して、支那中央政府の所謂內務部からして、商租須知、商租心得と云ふやうなものを各地方官に配つて置きまして、此不完全なる條約を爬羅抉剔して、我國をして商租に到底堪へ得ないやうな苛酷な解釋を下して居るのであります、是が爲にあれ程大騷ぎをして、あれ程の犧牲を拂つて我國が獲得した日支協約と云ふものが、現在に於ては殆ど實行不可能狀態にあると申しても敢て過言ではないのであります、元來現首相寺內伯は、滿蒙問題に付ては非常に熱心であると傳へられて居りますが、滿洲に於ける各外交官及領事官は、案外此等の問題に對して不熱心であつた、勿論此等の條約が甚だ不備でありまするが爲に、之を有力に解釋し、之を有効なるものに引直すのは非常なる努力を要するに相違ありませぬが、寺內首相の御熱心に似ず、所謂親の心子知らずで、彼等は甚だ冷淡なる態度に出て居りまして、是が爲に滿洲に於ける帝國の經濟的發展、又は條約上當然實行せらるべきものも甚だ心細い次第であることは、私が茲に斷言して憚らぬ所であります、此等に對しまして政府當局は果して如何なる處置を執られつゝあるか、如何なる御見解を取られつゝあるか、精しく申上げると甚だ長くなりますから、私は大體政府が此日支協約の實行に付て、如何なる處置を執り、又如何なる努力をして居るかと云ふことを承りたいと思つて居ります、第三は支那の鐵鑛國有問題であります、是が我國の鐵工業の上に非常なる影響を來して居ります、御承知の如く今日は所謂鐵の時代でありまして、鐵の自足自給、進んでは鐵工業の殷盛を來しませぬければ、國家の發展は到底望み得られないのであります、現今世界に於きまして强國と言はれる諸國に於きましては、一國として鐵工業の發展して居ない國はないのであります、米國に於きましては、戰前二千萬噸の年產額のあつたものが、今日に於ては既に四千萬噸の年產額を持て居る、英、佛、獨、露其他の國家に於きましても、戰前に於ても既に數百萬噸の年產額を持つて居たやうな次第であります、所が之に反しまして、我が日本の製鐵所と云ふものは甚だ心細い次第でありまして僅に三四十噸の產額しかないので、其主もなる鐵の需要は、悉く之を米國其他に仰いで居りました、一度米國から鐵の輸入を禁じられますれば、我國の工業上又國防上殆ど死地に陷らなければならぬと云ふやうな遺憾なる境涯になつたのであります、最近米國に於ける鐵輸出禁止問題が起りましてから、帝國に於ては鐵の自足自給と云ふ問題が非常に盛んになつたのであります、帝國は御承知の如く甚だ天惠に乏しい國でありまして、此乏しき天惠を以て自足自給進んでは世界の鐵の供給國として、世界に有力なる國家となると云ふことは、到底是は望んで得べからざる狀態であります、此意味から致しまして、鐵の所謂自足自給なる意義を支那に擴張して、世界に於て最も豐富である所の支那の鐵を利用致して、帝國の鐵工業を盛にすると云ふことは識者の何人も異存のない所でありまして、吾輩の贅言を要しないのであります、所が此支那から鐵の分與を受くる事に對しまして、一大打擊になりますのが、即ち支那の鐵國有問題であります、支那は元來此鑛業に付ては外資輸入主義を取つて居りまして、其鑛山條例に於きましても、半分の資本は外國に之を募り、支那と外國との資本の間に合辦と云ふ事を認めて居ります所が今回は之に對して非常なる制限をした、それが詰り支那鐵國有主義の前提でありまして、其制限の出たのは大正四年十一月二十五日に發布された鐵鑛暫行辦法と云ふ假規則でありまして、今其內容を申上げますと、詰り其內容は是であります、一、中國商人にして鐵鑛の試採掘を申請するものあれば、農商部より資格の審査事情の體察を爲し、大總統の特別裁可を請ふて、官督商辦或は官商合辦とし、鑛業條例及其關係諸法律內の優先權に關する規定を適用しない、前項鐵鑛を試採掘せんとする公司は、須らく完全に中國の資本を用ふべく、鑛業條例及其關係諸法律內中外合辦鑛業の規定を適用しない、鐵鑛を試採掘せんとする公司にては、技師を除くの外洋員を――外國人を雇傭することが出來ない、鐵鑛を試採掘する公司にて產出する鑛石は、政府で買收を望むときは優先に之を買收することが出來る、若し外國人と會社が賣買契約を締結するときは、農商部の許可を得なければ無効であると云ふやうな規定でございまして、詰り從來外國人に希望して居つた、此鑛業を絕對に閉鎖して外務農商部政府の許可と云ふ蔭に隱れて、全然外國に對する此鐵の供給を杜絕しやうとせらるゝ所の法令を出したのでございます、又更に今年の二月八日に、鐵鑛公司監督規則と云ふものを出して、從來外國人に對して鑛石を供給して居つた支那の鐵鑛會社、又は外國人と共同の會社と云ふものは、今後原鑛を外國に供給する場合には、政府の許可を得なければならぬと云ふやうな、一種の排外的鑛業條例を出しまして、從來外國に供給して居つた所の鐵を悉く支那の自身の手に收めて、一種の鐵鑛國有主義を實行致しまして、日本に來て居る所の原鑛の供給を殆ど杜絕しやうと云ふやうな、法律規則を今度は制定したのでございます、御承知の如く我國の鐵工業は、支那の原鑛を利用することに依つて自足自給し又發達するのでありませねば、其將來と云ふものは實に寒心に堪へない次第でございます、然るに今回斯の如き支那が法令を出しましたのは、從來我國に供給して居つた所の、此支那に於ける鐵鑛をして、悉く其門戶を閉鎖して、我國に於ける鐵工業の基礎を危險ならしむるものでございまして、實に我國の鐵工業の將來に對して、寒心に堪へない所の重大問題であらうと思ふのでございます、例へて申しますると、現今の起業中にありまする所の東洋製鐵は、支那安徽に於ける桃沖鐵鑛から原鐵を仰ぐことになつて居ります、又我製鐵所は漢冶萍の鐵鑛から原鑛を仰ぐことになつて居りまするが、是等の鑛業會社が將來我國に對して、今日以上の鑛石を供給する場合には、必ず政府の許可を仰がなければならぬと云ふのが、今回發布されました所の鐵鑛國有規則の原則でございまして、是は即ち許可の名義に依て、是以上の供給を外國に杜絕しやうと云ふ一種の奸策に外ならぬのでございます、此問題は實に我國家の鐵工業に對して、非常に重大なる問題と考へるのでございまするが、之に對して我が外務當局は果して如何なる處置を執つて居られまするか、是が私の聞かんと欲する所でございまして、噂に聞きまするど、此鑛業條例と云ふものは、根本的に之に對する決定をするよりも、寧ろ現今問題になつて居る鳳凰山其他の問題を決定して、然る後に之を決定したい希望であると我公使館では言うて居るさうでございまするが、此鳳凰山鐵鑛問題と申しますものは、其裏面に種々なる情實が蟠つて居りまして、到底容易に是は決定することの出來ないものでございます、此困難なる外交問題を決定して、然る後に此鐵鑛問題の根本問題を決定しやうと云ふことは、所謂本末を顚倒した議論でございまして、斯の如き事では到底此支那の排外的鑛業條例を撤回させることは困難であらうと私は考へるのでございます、之に對しまして政府は如何なる處置を執り、又は執らむとするかを私は外務當局に向つて承りたいと思ふのでございます、尙ほ申落した事も澤山ございますやうでございまするが、餘り質問が長くなりましては諸君の御倦怠を招きますからして、私はもう此質問は是で打止めに致します（拍手起る）

○副議長（濱田國松君）　質問の第五、磯部尙君。

五　東京市制に關する質問（磯部尙君提出）

東京市政に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年二月二十六日

提出者　磯部尙

贊成者　小川平吉　外三十七人

東京市政に關する質問主意書

一　東京市長の銓衡未た決せす市政の弛廢譏すへきもの尠からす內務大臣は尙其の監督權を行使するの必要を認めさる乎

二　東京府の海嘯被害に對し之を豫防する爲政府は如何なる施設を爲さむとする乎

三　東京市並鄰接町村の膨脹に對し市府行政の關係上政府は之を同一の行政區域に編入するの意思なき乎

四　重要都市建築法の制定は焦眉の急務なりと認む政府の所見如何

右及質問候也

〔磯部尙君登壇〕

○磯部尙君　東京市政に關する質問と題しましたが質問者の問はんと欲する趣旨とは大分離れて居るのであります、東京市府を中心と致しまして、市府の行政に關し主務官廳たる內務大臣は、如何なる監督權を行使せられ、種々の缺陷に對して如何なる施設を爲さるゝかに付て、本員は三四の此處に問題を提げまして、內務大臣の御答辯を伺ひたいと思ふのであります、第一は東京市長の後任銓衡問題、此問題に關して內務大臣は如何に其監督權を行使せらるゝかと云ふことを伺ふのであります、御承知の如く東

京市長が闕位を生じまして以來、既に今日まで九箇月を閲して居るのであります、成程東京市と申しますると、水道一つでも一年に一千有餘萬圓の收益を見ると云ふが如き、大なる都市になつて居ります、下水は第一期の工事許りでも六百八十萬圓其他市區改正の事に致しましても、亦學校の事に致しましても、病院の事に致しましても、養育院の事に致しましても、どれ一つを捉へ來りましても、若し之を會社にでも致しますれば、立派な社長重役と云ふものを要する、大なる結構組織になつて居るのでございますから、一人一人を以つて統率せられまして、尙ほ帝國の首都たる東京市の市長として、內外交涉の任に當られねばならぬのでありますから、隨分重大なる役目でございますから、適任者が容易に見付からぬと云ふことは、理由はあると思ひますけれども千室の邑尙ほ其人無きを憂へず人才彬然たる我が帝都に於て、一人の市長たる者が無いと云ふことは、私は情實を離れ歷史を離れたならば、斷じてあるまいと確信するのであります、今日迄隨分內外社會上御忙がしい人々が銓衡委員となられまして、斷らるることの明に決つて居りまする人と、新に見込を付けた人とを候補者として、之に寄りく御交涉なされました事は、私共も是は新聞紙上で拜見致して居るのであります、然るに段々御交涉の結果、適任者を得ることが出來ない最近になりますると云ふと目賀田男が亞米利加から御歸りになつて、新聞に其名前が載つて參りますと、其處で目賀田男に交涉をして見る、田尻子爵が會計檢査院を辭されて、新聞に田尻子爵の名前が屢々現はれる、そこで田尻子爵に交涉をして見る、此の如く際物師が人氣を寄せむが爲に、際物を拔ふが如き態度に於て此東京市長と云ふ重要なる地位に在るべき人を求めて居る、私は是に於て所謂此統率者を置きまする爲に、內は統一を紊り攸汚を妨げ、外若し國賓等が來京せらるゝ場合に於ては、如何に帝國の首都たる體面を潰すであらうかと云ふことを、甚だ憂慮に堪へぬのであります今日迄既に九箇月を閲し、今尙一人の適者を見出す能はず、之が今後幾月經つたならば、果して此の市長の候補者が出るでございませう、道聽途說でございますれども、本年の六月には市會議員の總選擧がある、それ迄は市長の銓衡を暫く止めて置いた方が宜からうと云ふ、奇怪なる風說が傳はつて居るのであります、私は內務大臣が地方自治の上に――市政の上に干涉をせらるゝが如きことは、忌むべきこととして御憚りになりますことを諒と致します、成べく市政と云ふが如きものに、行政官が指を染めらるることは望ましくないことは御同感でございます、併ながら內外に威信を失つて、遂に帝都の面目を毀損する如き今日の場合に於て、已むを得ず內務大臣が此處に指を染められて、監督權を行使せらるゝことは、確に適當の處置であると信じます、其惡痕跡を貽す如き拙劣なる手段を擇ばれないで、適當なる處置に依て當局者を反省せしめて、適任の市長を選出することは、私は極めて雖事にあらずと信ずるのであります、市長の缺きまする故に色々市政曠廢の事實があると云ふことは、私共耳に致して居ります此議場には市會議員を御勤めになつて居りまする御方も澤山御ありのことでございますから、本員は寡聞を以てして彼此申上げずとも、能く其邊は御承知の事と思ひますが、假に二三の例を擧げて申しませうならば、一昨年東京市に於きまして、下水新設擴張と云ふことに付きまして三百萬圓を計上致した、之が諸雜費として十萬圓を計上致しまして、之に對して國家の補助と云ふものを受けられたと思つて居ります、然るにどれ丈其工事と云ふものを進捗せしめられたかと申しますると、三百萬圓に對して僅に三十萬圓の工事しか進んで居らぬのであります、而も諸雜費として計上せられましたる十萬圓と云ふものは、一文も殘さず消費せられたと云ふことを承り及んで居ります、上水の施設に付きましても亦然り上水に付きましては屢々工事豫算と云ふのを提出致しましたが大正五年度と大正六年度と施行せらるべき工事と云ふものが、今日更に著手せられて居らぬのであります、尙且更正豫算に依つて著手せらるべく聲明せられたる工事に付ても、今年以て何も指を染めずに恬然と致して居らるゝと云ふことを承つて居る、又彼の公債を起しまして、即ち利子を拂ひまして資本を投じました芝浦でありますとか、或は平久町の埋立地の如きは如何でございませう、經濟界洵に不順の時に起工せられたのでありますから、思ふが如き結果を得られなかつたでせうけれども、今日に至りまして既に數年になるに拘らず、此の資本が固定を致して利子を拂つて居るのみで、之れを賣却するのでもなければ或は賃貸をするでもなく、何等利用の道を圖らずして、今は埋立地に茫々と草の生茂つて居る狀況であります、築港問題に付きまして之を言ふならば如何でございませうか、明治三十二年頃に古市博士等が築港の必要なることを唱道致されまして、案が成立したのでございますけれども時の政府の反對に依つて、其時は潰しましたが、後阪谷氏が東京市長に就任になりまして、熱心鋭意に築港案を實行を試みられまして、遂に二千何萬圓の築港の案を立てられましたのでありますけれども、是も市會に至つて尙ほ愼重審議すべきものなりと云ふので、其儘に握り潰しになつて居ります、其後築港常設委員が確かに置かれまして、既に四年も五年も經ちますに、昨日築港委員に聞きますと、四年間にたつた一度招集せられたと云ふことであります、築港と云ふものは果して東京市の爲めに必要であるかどうか、築港と云ふものは果して竣工し得らるゝかどうか、築港の費用の負擔に市民が堪へらるゝや否やと云ふことは、問題でございませう、出來ないならば出來ないで宜しい然るに出來ぬとも出來るとも付かず常設委員が四年に一回召集されたのみで東京市民をして歸趣を知らしめぬと云ふが如きは、甚だ不親切なる行動と言はなければならぬのであります、是等も矢張私は內務大臣は御監督になつて然るべき筋合のものと思ひます、又近頃瓦斯會社が獨占の弊と云ふものを遺憾なく暴露致しまして、報償契約に屢々反對をし、市民の爲めに甚だ不利益なる營業の手段方法を盡しつゝあることを耳に致します是も獨占事業の弊害でありますから、宜しく政府は玆に干涉するなり、監督せらるゝなり致しまして、此獨占會社の弊害を除くと云ふことに御注意に相成つて然るべきことゝ思ひます、道路に付きましても最も私は政府が如何に監督權を行使せらるゝかに付きまして疑を懷く者であります、

〔此時副議長濱田國松君議長席を退き議長大岡育造君著席〕

○磯部尙君　諸君、東京市のあの砂利の道は雨降れば即ち泥濘、風吹けば即ち塵煙、全く原始時代の道路であります、此處は文明の最新最高速力の利器たる自動車が遠慮會釋なく縱横無盡に市內を驅けずり廻つて、此道路を破壞致して居ります、あの破壞力と云ふものは恐るべきものであると云ふことは、專門家から承つて居るのでありますが、啻に道路の破壞のみならず、今日自動車の危險であることは、日本橋から京橋迄人力車を夜驅るのも甚だ危險の狀態にあるのであつて、啻に道路が交通機關として充實を完くせぬのみならず、治安警察の上から極めて危險なるものであると云ふことは申す迄もなく、諸君も日夜御實驗になつて居るのである、此道路を如何にせんかと市當局者に聞くと、完く金が無いのださうでございます、市內に於ける六間以上の道路を修築するには千七百萬圓掛ると云ふことであります、然るに年々生ずる剩餘金は、驚くべし十萬圓內外しかないので、立派に道路を新設修築することは思ひも寄らぬことになつて居るのであります、過般當議會に現はれたる通行稅廢止問題の如き、實は此道路改修築說に眞意の胚胎して居る問題に外ならぬのであります、東京市は此通行稅全廢に依て百萬圓を得隨て時機を見て此百萬圓を道路修築の資に充てやうと云ふのが、抑々此問題の眞意でありました、今日に於ては此道路を修築する費用は、何處からも出途が無いと云ふことを聞いて、甚だ戰慄の思をなして居る、斯樣なる事に付て兎に角人口の程度に於て全國の二十分の一の人口を有する大都市と致しまして又產業の中心として政治の中樞としての我東京市に對しては、當該官廳主務官廳として特に國庫の補助をなすと云ふことに付て、考慮を拂はなければならぬと思ふのであります、然るに是は市の事であると云ふが如き御觀念の下に、又市政に干涉すると云ふ嫌を避けんが爲に、拱手せられて何等監督權を行使せられず、何等の修築の途を講ぜられぬと云ふことは、私共少しく不親切ではあるまいか、御注意が足らぬのではあるまいかと云ふ事を竊に疑ふのであります、即ち第一點として此市長銓衡の問題、並に道路其他の問題に付て、內務大臣は如何なる程度の監督權を行使せらるゝか、又行使せらるゝ思召があるかと云ふ事を伺ひたいのであります、第二には「東京市並隣接町村の膨脹に對し市府行政の關係上政府は之を同一の行政區域に編入するの意思なきか」と云ふ問題であります、東京市の人口は漸々膨脹して參つて、今日は既に二百四五十萬を算して居るさうであります、產業も是に伴ひ段々膨脹して、既に昨年度は四億萬圓から五億萬圓に上り、即ち戰前に比較すれば二倍の生產額になつて居るのであります、隨て段々雜鬧を極めまして、道路は狹隘を感ずるに

至りました爲に、貨物の配送意の如くならず、又物資の集散激増の爲に、甚だ其用を完うすることが出來ない程度になつて居ります、又土地の價格も段々昂上するから、市民は東京市に隣接したる町村に住居を移し、此處に住居することになつて、郡部に於ける人口も段々增加し、年々十萬を超すと云ふことも承つて居ります、即ち何等の紀律も無く何等の秩序も無く、武藏野の原野に住所を求むべく頻りに展開しつゝあるのであります、既に本質問の提出後に政府から御提案になつた市區改正條例改正案と云ふものを見ますと、政府も恐らく何等か此點に御著目に相成つたものと見えますが、吾々の憂ふる所は、近時我東京市に神宮道路と云ふ問題が起りました、此神宮道路は矢張郡部に屬するが主として東京市民が負擔しなければならぬ、其設計に參畫する義務があると云ふことで、是が問題になつたと云ふ事からして、此市區改正案と云ふものを御提出になつたではないかと云ふ、一は懸念もありますから、此點から見ましても尙ほ私は質問を爰に掲げる必要を認むるのであります、隣接町村を市に編入すると云ふことは、果して市の爲に其利害如何、又編入せらるべき町村の爲に其得喪如何と云ふことは、頗る考慮を要する問題と思ひます、隣接町村の住民に聽きますと、市に編入されて租稅を納めるとしても、到底東京の眞中の如く電車を敷いて吳れることは容易でない、水道を敷いて吳れることは容易でない、學校を建設するに付ても十分の注意を與へて吳れまいと云ふやうな、色々の杞憂を懷いて市に編入を望まぬと云ふ人間も多いやうに承つて居ります、市自身に於ても是等隣接町村を市に編入することは、隨分重大問題であります、坊間傳ふる如く之を編入して東京市と爲すの得喪可否は非常に識者の考慮すべき問題と思ひますが、併ながら今日御實驗あらせらるゝ如く、秩序無く紀律無く膨脹し、又道路の如きも何等の節制無く擱つて居るので、交通上衞生上將た風紀上洵に憂ふべき影響を市全體に及ぼすものであると思ひます、段々唯々膨脹して仕舞つて後とで之を所謂東京市として恥ぢざるやうに整理すると言つても無駄の經費も澤山要し、而も尙幾多の不便不利を忍ばなければならぬと云ふことは、今日より識者の言を待たず之を見て置かなければならぬのであります傳ふる所に依れば政府は先づ荒川の改修を爲し、此所に東京市府の工業地帶を設定し、又六鄕川を修築されまして、川崎大森附近を工業の安定地とされると云ふことを聞いて居る、又横濱東京間の道路を八間以上の大道路として、所々に運河を堀鑿し、以て運輸の便を圖ると云ふことである、斯の如き大計畫をされるのは、國家の物に洵に慶事であると思ふのでありますが、斯の如く設計した曉に於いて、多くの住民の「サッセッション」は此配列調和と云ふか按排調和と申しますか、それは如何に設計される御考であるか、今日其成算があるなればそれを承りたいと云ふのが、本員の質問の趣旨であります、將來に於て大東京市を英斷的に高壓的に設計をすると云ふ事が、府市の爲に利益ありと御覽になつて居るか何うかを承りたいのであります、さうして本日御提出になりました此東京市區改正條例改正案と如何なる是れが關係があるかと云ふことを承りたいと云ふのが、本員の質問の趣旨であります、第三は「東京府の海嘯被害に對し之を豫防する爲政府は如何なる施設を爲さむとするか」と云ふのであります、昨年の十月一日の凄まじき暴風雨は、其程度の恐るべきこと、人を喪ひ家を荒され、闇夜燈火無く飲むに給水無く、電信電話電車等あらゆる交通運輸機關と云ふものゝ作用を失ひまして、全く阿鼻叫喚に苦む慘虐の光景を呈しましたことは今猶諸君の眼前に横つて居ることゝ思ひますから諄々しく此點に付て申上げることは致しませぬ、人が死しました數は五百五十四人、全潰致しました家屋は三千五百餘棟、半潰の家が五千二百餘棟、床上に浸水致しました家の數が十三萬四千九百餘棟、而して財政上の損害を計算致しますると、是は如何なる基本に依て――如何なる計算の方法に依つたか判りませぬが深川一區の損害のみでも三千五百餘萬圓であると計上せられて居る、是は東京丈でも郡部迄の全損害を計上致しましたならば、實に驚くべき損害額と言はなければならぬのであります、故老傳ふる所の統計に依つて見ますると、從來明治維新に成りまして、五十年間に此所謂高潮、海嘯、大海嘯と云ふものが五十年間に三十回もあつたさうであります、其中でも最も甚しい大海嘯は、昨年の分をも入れて七回あつたと云ふことで、即ち七八年目に一度づゝ大海嘯が我頭上を襲來するのであります、政府は河川の氾濫に對しては――荒川の如きは改修を爲し、大工事大設計をせられて居りますが、此七年目か八年目には必ず一度來りまして、我帝都を襲ひ、未曾有の珍事を釀成致しまする、高潮海嘯に對しましては、如何なる計畫をせられて居るかと云ふことを私は伺ひたいのであります、勿論防波堤を建造せらるゝことも、其一の方法でありませう、又海並に川に面したる方面に堤防を築くことも一の手段でありませう、或は低い地面に地盛りをする事も一の方法でありませうが、何れかは之を個人々々の考に任せて置くべき事でない、國家として――爲政者として親切なる考を以て居らるゝならば、此等の事に對しても十分なる施設をせられて、何等か研究會とか或は委員會とか云ふ者を御組織になつて然るべき者と考へるのであります政府は此大海嘯の後に技師技手四名と云ふものを岡山縣からして宮城縣の間に派出せられまして、此實害と云ふものを調査せられた事は聽いて居ります、或は地震と海嘯の關係に付きましては、大森博士に其取調を御囑託になつたことに聽いて居ります、併ながらそんな手緩い事で、明日をも測られざる市民區民の大危害に對して、安全なりと御考になることは斷じて出來まいと思ひます、此點に關して政府は將來如何なる手段方法に出でゝ、我市民區民を救濟せらるゝのであるかと云ふことを伺ひたいのであります、第四は――是で終ります――重要都市建築法の制定は焦眉の急なりと認む、政府の所見如何と云ふ質問であります、是は敢て東京市に限つたことでありませぬ、東京市、大阪市、名古屋市、京都市の如きは、最も重要なる密接の關係を有することは申す迄もないことでありますが、本員は主として申上げることを卑近ならしむるが爲に、東京市を中心として矢張所見を申して見る考であります今日御承知の如く我東京市は紛然雜然として膨脹に膨脹を累ねて正しく村落の集合體なるが如きの觀を呈して居ります今日街路系統を整理し運輸交通の便宜を圖り、市民の衞生安全即ち保健を完うすることを務め、經濟活動の保護を充實せしめ、併せて帝都たるの美觀を完うすると云ふこと、即ち實質的に我首府東京市と云ふものを整頓して往くと云ふことは、是は中々手緩るい手段を以てしては到底爲し得ることでない、必ずや積極的に大手術を施し、高壓的に大改良を加へなければ、都市としての充實を完うすることが出來ないと云ふ所見であります、尙之を數多の點より考へて見たいのでありますが、先づ火災其他の災から見ますれば如何でありませうか、江戸時代には土藏を以て火災を防いだのであります、今日は之に比較すれば消防術と云ふものも發達致しましたし、耐火建築法も進歩致しましたし、又電燈も用うると云ふことを以て、失火の災害を防ぎ得ると云ふ感を抱くことでありまして、現に統計表に依て見ますると、今日火災の數は昔の統計に比して其率を減じて居ると云ふことでありますが、併し殊に吾々重要都市の住民として考へねばなりませぬことは、申す迄もなく、戰時の場合に於ける事であります、今日戰爭の攻撃防禦の最も著しく進步したる手段と致しましては、飛行機を以て爆彈を投下し、首都を攻撃して政治の核心たり、商業の中樞たり、有ゆる政治商工業等を大きなる傘の下に抱擁して居る所の帝都を襲撃することは今日最も戰術の著しく發達したる攻擊手段として、世人も考へて居る所であり、又現に歐羅巴に於て實行せられて居る所であります、若し海岸に位置致して居りまする我東京市の如き所に、飛行機と云ふものが將來如何なる攻撃をするかと云ふ場合を想像致しますれば、此大都市は一朝にして忽ち火の海を現出するのでありませう、實に恐るべき修羅場を現出するのでありませう、固より今日經濟上の關係がありますからして、立派な耐火建築の家許りを建てる事にしなければならぬと致しました所が、到底是は實行が出來ませぬ事でありますけれども、尠くとも粗造の木造家屋に制限を加へ、或は經濟上の地方に就きましては、特に地帶を設けて安全ならしめ、或は防火地帶を設ける事及び豫め危險寰內に於て防水帶を拵へまして、其災難を一小局部に止めしむるが如き方法を執ることが、甚だ必要であると私は考へるのであります、又公共建築或は娛樂的建築の如きも如何でありませうか、維納の大劇場が未曾有の慘事を呈した事は記錄に殘つて居りますが、矢張帝都に於きましても活動寫眞でありますとか、興行場でありまするとか、或は劇場でありまするとか、角力場でありまするとか云ふものは、總て設備が不完全になつて居るやうであります、曾て國技館がさしも鐵骨であるからして、耐火建築であると謂はれて居りました家屋も、一朝火を失した際に於て、時偶々興行中でありませぬからして、市民としては幸ひでありましたが、彼れが漏電の結果よ

り生じたる失火であると致しますれば、白晝興行の最中に起つたかも知れないやうな危險があつたと思ふのであります、若し彼れが興業中にあの失火が起つたと致しますれば、如何に人命の損害が有るかと云ふ事を想像致しまするど、餘程政府は此等の建築物に對して注意を拂はなければならぬと思ふのであります、決して治安警察から命ずる今日の警視廳の取締を以て安全なりとして、信賴する事は出來ないのであります、又工場と云ふやうなもの即ち煙を吐き他に響を傳へ、發火し易い物資を堆積して居る工場が、靜謐を旨とする住宅、官衙、病院、或は學校等と軒を並べて建てられて居ることは、大に注意すべき事であります、本員等の考へる所を以てすれば今日の如き世界の大都會となります以上は、工業地帶、商業地帶、或は官公衙の地帶、住宅地帶と云ふ如きものを夫々決めまして、其目的に副ふ所の道路を造り、運輸交通の便を完うすると云ふことを理想としなければならぬと思ふのであります、衞生健康即ち保健と云ふ點から申しましても、人口は稠密致しまして、既に寸地を餘さない、光線の如きも之を攝取するに十分ならない、建築が雜然紛然と並んで居るのであります、之に對しても或は上水、下水、屋內下水、貧民の住宅、勞働者の共同浴場の如きものに向つて、十分なる唯今設計を爲し施設を爲し計畫を爲すにあらざれば、他日百年の悔を遺すであらうと思ふのであります、帝都としての美觀の點から申しましても、是は私は建築學者でございませぬから、詳しく申上げる事は出來ませぬが、二重橋の前の大通りに立派な煉瓦の建物があるかと思ふと、其所に東京市の「バラック」式の建物があるなどは、餘り見好い外觀であるまいと思ふのであります、是等都會の——重要都市の有ゆる方面から論及致しまして、今日建築法と云ふが如きものを制定すると云ふ事は今日の過渡時期に於て、私は最も必要なる事と思ふのであります、之を外國の建築法と云ふものを直譯したり、模倣したりする事はいけませぬ、即ち現在の狀況に鑑み國家の前途に照し、又國民の好尙——好む所、風俗習慣と云ふものに則りまして、穩健著實なる法規を制定する必要があると私は考へるのであります、既に尾崎行雄君が東京市長たりし時分に、茲に見る所あらせられましてか、何か建築技師の團體に御賴みになりまして、東京市建築條例と云ふ立派なものが現に出來て居ります、私も一讀は致しました、數千圓を費して立派に出來た條例案と云ふものもあるのであります、どうか私は斯の如き既に則るべき基本とすべき案もあるのでございますからして、政府當局と云ふものは、斯樣なるものを鑑みられまして、茲に今日の如き過渡時期に於て、早く著眼せられまして、建築條例と云ふが如きものを御制定になると云ふことを望むのでございますが斯樣なる御意思あるやと云ふ事を伺ふのであります即ち要するに東京市の永遠の發達、市民の福祉を增進し、其の健康と安全とを保障せられまして、仍て以て富國强兵の大本を完うせられむ事を望みますの餘り、此卑見を列ねまして、政府の是等の諸問題に對する御意見を承りたいのであります（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　水野政府委員。

〔政府委員法學博士水野錬太郎君登壇〕

○政府委員（法學博士水野錬太郎君）　磯部君の御熱心なる而も眞面目なる御質問に對しまして、私に代つて答辯しろと云ふ內務大臣の命でありますから、御質問の箇條に對しまして御答致さうと思ふのであります、第一の質問は、東京市長の銓衡に關してであります、故奧田市長が薨ぜられて既に九箇月になるに、未だ後任市長の銓衡を經ざるのは如何なる事である、內務大臣として是が監督の任に當つて居るのに、此事に付て何等の監督を執らざるのは、政府としての責任は如何であるかと云ふ意味の御質問であります、洵に御尤な御質問でありまして、此事に對しましては政府と致しましても大に焦慮致して居るのであります、唯々併ながら市長の選任は申す迄もなく、市會の選擧に依るのであります、國家の官吏とは違ひまして、任命に依るのでありませぬからして、自治體の道義自治體の便宜に基いて、之を實行する外ないのであります、內務省と致しましても後任市長の速に銓衡せらるゝことを望むことは極めて切なるのであります、それでありますからして、斯う長い時日を經て尙ほ後任市長を得ざるは、極めて遺憾なりと考へまして、內務大臣は相當の順序を經て是が監督を爲して居るのであります、唯々御承知の如く市制の規定に依りますれば、內務大臣と致しましては、單に概括的監督を爲すに止りまして、若し市會に於て之を選擧しない時に當りまして、之を强制するの途は現在の法規の下には無いのであります、それでありますからして是は市民の市政に對する道義心と、市會議員の公共的誠意に待つの外は無いのであります、此點に於きまして內務大臣と致しましては、市會に對しまして相當に速に——成べく速に市長を選擧することを望むと云ふ意思を傳へたことはあるのであります、此以外に今日の所では法規上に監督の方法に無いのであります、是が即ち自治體の妙味のある所なのであります、若し此以上に進みますならば、寧ろ自治體の本義を破壞するに至らんかを慮るゝのであります、今日の制度に於きましては、市長の無い時には助役が代理市長として市長の事務を取扱ふのであります、其助役の無い場合に始めて官吏を派遣して、官吏をして市政の事務に當らしむることが出來るのであります、既に今日の所では助役が兎に角ありまして、市政の事務を缺掌しつゝあるのであります、それでありますから其以外に於きまして、官吏を派遣すると云ふやうな方法を執ることは出來ないのであります、獨り是は東京市に付てのみでありませぬ、總ての自治體に於きまして、長く責任ある當局者を缺くと云ふことは、甚だ遺憾な事であります、自治の範圍に於きまして自治の道義の觀念を破らざる範圍に於きまして、內務大臣は監督を怠らない精神であるのであります、而して此事が東京市選出の磯部代議士から、此議場に御質問になつたと云ふことは、一面に於て喜ぶべきことゝ同時に、一面に於ては最も悲むべきことゝ思ふのであります、制度の改革も必要でありませうが、それよりも市會に於きまして、若くは市民に於きまして、相當の觀念を以て此市政の革新を圖ると云ふことに努められると云ふことは、監督以外に內務省として切望する所であります、單に監督に依賴して市長の選擧を强制するが如きは、自治の本義から云ふて甚だ悲むべき事であると考へるのであります、第二に東京市と近接町村との關係に付ての御質問でありますが、是も現時の狀態に於きまして、如何にも御尤な質問であります、大都市並に大都市附近の町村に付きましては、唯今御質問中の御意見にありましたが如く、是は極めて緊切なる關係があるのであります、道路と云ひ防火方法と云ひ、或は上水下水の關係と云ひ、衞生問題と云ひ、獨り大都市の設備のみを以て滿足致しませず、之を連絡町村の關係を深く考慮せねばならぬと云ふことは、磯部君の御意見の通りであります、之に就きましても附近の町村を東京市に編入して、所謂大東京市なるものを造るが得策であるか、或は其他の方法を講ずべきかと云ふことは、東京市若くは其他大都市の問題として、極めて重要なる研究問題であるのであります若し接續町村を東京市に編入致します時には、他の郡の經濟關係財政關係と云ふものに至大の影響を及ぼすのであります、從つて郡若くば町村の負擔關係の如き、是亦大なる關係がある事であります、それでありますから東京市と接續町村の關係を如何にすべきかと云ふことは、是亦愼重に考慮を要するものであります、曾ては東京市の制度に對しまして、東京都制案なるものも出た事があるのであります、此制度が今日に行はるべきものであるや否やと云ふ事に就きまして、是亦大に攻究をせねばならぬ事と考へまして、附近町村の編入を利とするや將た然らざるやと云ふ事に就きましては、內務省に於きましても從來研究を怠らなかつたのでありますが、之を編入致して大都市と致しますか、外國にも例があるが如く、大伯林とか大倫敦とか云ふが如き制と同じく大東京を造ると云ふ事に就きましては、私共の考では、今日必ずしも之を實現し得る事は困難であらうと思ひます、それに就て——それに就きましては、先づ第一著手と致しまして、今日提出して居ります東京市の改正條例の如きものを變更致しまして、大都市並に其附近の町村にも此計畫を及ぼすと云ふことが、最も適切な方法であると考へるのであります即ち道路と云ひ、下水上水と云ひ、公園と云ひ、病院と云ひ、それ等の大都市關係の交通問題衞生問題と云ふものに關しまして、大都市と附近町村との間に或る連絡を取り、或る統一を執り、以て相互の關係を圓滿にして、十分なる施設をすると云ふことが最も今日の事情に於て適切であると考へるのであります、此趣旨を以ちまして、此度東京市の改正條例を改正致しまして、獨り東京市のみならず、東京市附近の町村にも之を及ぼしまして、以て唯今磯部君の御憂になつたが如き事柄を整理し、緩和し、調和するやうな方法を執らなければならぬと云ふ考を持つて居るのであります、獨り是は東京市許りでもありませず、大阪市京都市にも此事を及ぼしたい、言葉を換へて言ひますれば、大都市に關しての事柄を爰に根本とは申しませぬが、或る必要な程度の方法

を講ずる一端と致しまして、此法案を提出することになつたのであります、即ち是は磯部君の第二の御質問の御趣意を實現する事にならうと信ずるのであります、第三に東京市、而も深川區の海嘯に關しまして御問であります、是も御尤な御問でありまして海嘯は近年度々來た事でありまするから、之に對しても何とかの方法を講ずるの必要は認めて居るのであります、併しながら御承知の如く海嘯を防ぐと云ふことは、治水問題とは餘程趣を異にして居る、治水問題は雨量水量と云ふやうなもの丶調査に依りまして、一定の計畫を立てる事が出來るのであります而も是は我國に於きまして二十有餘年の經驗もござりますので、治水問題の解決は割合に容易であります、海嘯問題に就きましては事極めて重大なのであります、先づ第一に如何にして海嘯が起るか、所謂海嘯と地震の關係と云ふものも調べなければならぬ而して海嘯なるものは海岸總ての海面に通ずる所の現象でありますから、是等の事を根本的に研究せねばならない譯でありまするからして、先づ第一著歩と致しまして、地震學上からの研究をする事になりまして、磯部君も御承知の如くに大學教授の大森理學博士に囑託致しまして、此原因、又其原因から生ずる海嘯がどの位の程度迄上つて來るものであるか浪の高さがどの位來る、而して其影響が陸地にどの位影響を及ぼす、斯う云ふやうな事を研究せねば、其防禦方法を講ずることが出來ない、是は地震學其ものが既に六ケ敷い問題でありまするからして、さう云ふ事から研究して行つて、初めてそれに應ずる策を立てる事が出來るのであります、で先づ其趣旨を達する積りを以ちまして、內務省に於きましては大森理學博士の意見を徵する事に致したのであります、而して獨り是は東京と云ふのみの關係を見ることのみでは足りないのであります、尙他の方面の狀况をも調べなければならぬ、是は極めて手緩るいではないかと云ふ御說もあつたのでありますが、どうも其方法に據るの外はないのでありまして、或は手緩るいと云ふ御非難を受るかも知れぬと思ふのでありますけれども、唯々徒らに是丈の高さの防波堤を拵へたらば宜からう、是丈の廣さに海岸堤防を造つたらば宜からうと云ふ、唯々空虛の問題ではないのでありますから、基礎になる研究をせねばならぬと云ふので、甚だ手緩るいと云ふ御批評を受けて洵に遺憾ではありますけれども其方法に據るの外ないと考へてそれに據りまして――是も學者が唯々學術的に調べるのではありませぬからして行政上と致しましては或る一定の所に判斷を下さなければならぬ凡その見當が附きますればそれに對しましてどれ丈の堤防を造つたならば宜しい、どれ丈の海岸防波堤を造つたならば宜いかと云ふ、其決定を致しまして、而して之に對しては相當の費用を要するのでありますが、其費用がどの位になるか、又其費用を果して市の負擔に堪へるものであるや否やと云ふことの研究、又莫大の費用を投じて斯る事を爲す事が、果して國家の爲に利益であるかと云ふ經濟上財政上の問題にも觸れて研究しなければならぬ、是等の事は唯今十分なる攻究を盡したいと云ふ御考を以て、當時研究中に在るのでありますから、左樣御諒知を願ひたい、次に第四と致しまして、重要都市建築法の御問でありますが、是も極めて適切な御質問と考へます、其當時の設計と申しまするものは、經濟上の進歩と都市の發展膨脹に從つて、之が設備を爲さねばならぬ、場合に依りまするど、其以前に於て是が計畫を立てねばならぬ筈でありますが、此計畫と致しましては、是は實に多年の問題でありまして、或は建築に關係ある協會からの意見も出て居ります、或は都市問題を研究して居る協會の意見も出て居ると云ふやうなことでありまして、政府と致しましても所謂都市經營法案なるものを制定致しまして、殊に大都市――商工業都市に就きましては、是れの制度を一定したいと云ふ考を持つて居つたのであります即ちそれに據りまして都市の商工業地帶或は各其他の地帶を拵へまして、それに據つて一つの計畫を立てゝ行かねばならぬと云ふ考を以つて、又殊に此防火の關係保險の關係から致しまして、都市の建築に就きましては、最も意を致さなければならぬのであります、それに付きまして內務省に於きましても、建築條例、建築法と云ふものを起草したことがある今現に草案が有るのであります、唯々之を議會に提出する迄に至りませぬのは、申す迄もなく之を實施するに就きまして、多大の費用を要するので、獨り國家若くは市が費用を要するのみならず、個人としても負擔を爲さねばならぬと云ふことがありますから、是は十分なる攻究を盡さないと云ふと、市民の利益を圖らむとして却て弊を生ずると云ふことがありますから、之に就きましては十分な調査を致したい、若し事情が許すならば、之に對しましては委員會を設けて、委員會の研究決議に依つて十分なる方法を講じたいと云ふ考も持つて居るのであります、斯う云ふやうな方法に依りまして、東京市――獨り東京市とは申しませぬけれども、我國に於ける大都市經營に就きまして、根本的施設を爲さむと云ふ考を懷いて居るのであります、大體是丈の事を御答して置きます。

○議長(大岡育造君) 第一日程に入ります。

○岩崎勳君 議事日程變更に關する緊急動議を提出します、即ち茲に貴族院の修正回付に係る、大正七年度各特別會計歲入歲出豫算案を議題とし、曩に本院議決の通り、鐵道敷設法中改正法律案中四國豫定線の內「觀音寺より池田に至る鐵道」の削除議定の結果、貴族院が右豫算案の中、乙號大藏省所管帝國鐵道建設及改良費の追加額三百八十八萬九百五十八圓の削減、並に之に伴ふ年割額の削減をなしたるに付、是に同意すべきや否やを審議せられんことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ日程は變更されました。

大正七年度各特別會計歲入歲出豫算案(貴族院回付)

○議長(大岡育造君) 貴族院回付の案に付て意見を問ひます。

○横田千之助君 貴族院の修正議決、鐵道敷設法中改正法律案に關しては、本院の修正議決に起因するものと考へます、當然是は同意すべきものと考へます、同意すると云ふ動議を提出します。

○議長(大岡育造君) 貴族院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

起立 總員

○議長(大岡育造君) 滿場一致であります、仍て貴族院の修正に同意するに決しました、日程第一、東京市區改正條例中改正法律案と、第三の京都市云々の日程は關聯する議案なるにより一括して議題となすに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ一括して議題に供します、第一東京市區改正條例中改正法律案第三京都市又は大阪市の市區改正に關し、東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案第一讀會を開きます

第一 東京市區改正條例中改正法律案(政府提出) 第一讀會

東京市區改正條例中改正法律案

(本案は本卷一三一頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く)

第三 京都市又は大阪市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案(政府提出) 第一讀會

京都市又ハ大阪市ノ市區改正ニ關シ東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則ヲ準用シ得ルノ法律案

東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ京都市又ハ大阪市ノ市區改正ニ關シ之ヲ準用スルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣男爵後藤新平君登壇〕

○國務大臣(男爵後藤新平君) 唯今茲に提出になりました東京市區改正條例中改正法律案、及京都市並に大阪市に、東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案に付きまして、提出の理由を申述べます、唯今磯部君の御質問、政府委員として內務次官の答辯に依て、此意味は盡されて居りまして、最早贅言を要せざる次第であります、東京市及大阪京都市の急激なる膨脹は、既に諸君の御認めになる通りでありまして、營業上衞生上防火上交通上に亘りまして、此各々の利害共通の地域に對して、永久公共の福利を增進せんが爲には、適當なる文明生活の改良方法を講じなければならぬと云ふことは、申す迄も無いことでありまして、之を調査し、而して其基礎を確定して、遂行する事を期したい爲に、之を提案したのであります、此今直き前に質問應答のありました事は、總て此案の必要を喚ぶものと考へます、都市と科學的生活との間に大なる距離を生じて居りまして、吾人の文明生活を

妨げて居ると云ふ憂は、多言を要せざる次第であります、そこで此の改良の目的を達したい爲に此案を提出し、又二十一年に――明治二十一年に定められたる所の、東京市區改正條例中には改正を要すべき點もありますから、是が爲に此度それに改正を加へ又二十二年に出ました所の土地建物處分規則の應用を以て東京市に實行せられたる通り、大阪京都に於きましても、之を應用し準用して此目的を達したいと云ふのでありますから、御審議の上協賛を與へられむことを切に希望致します。

○高木正年君　議長。

○議長（大岡育造君）　御質問なれば通告順があります、高松正道君。

「高松正道君登壇」

○高松正道君　唯今議題に供せられましたる東京市區改正條例中改正の件、並に之を京都市並に大阪市に準用する案に付きましては、本案の必要を提出の理由は、内務大臣並に次官の御話に依りまして解りましたが、本員の聞く所に據ると、此東京市區改正條例を改正すると云ふ事柄は――事柄の動機は即ち大阪市が時勢の要求に應じまして、速に此市區改正を行ふと云ふ所の計畫を立てたのが抑々初めである東京市の明治二十一年に、此法律案に依りまして市區改正を行ひました時に於ては、國庫の補助を致しまして行ひましたのであります、大阪市が此時局の影響を受けまして、甚しく市財政が豐かになつて居る、それ故に大阪市が財政上の自然增收に依る所の剩餘金を以ちまして、茲に大阪市自から此大事業を遂行しやうと云ふ計畫を立てました、即ち十箇年の繼續事業で二千五百萬圓の金を以て、獨立して獨力を以て此市區改正を大阪市がやると云ふ、大阪市區改正の條例の制定を内務大臣に向つてしたのが、抑本案の動機であると私は信ずるのであります、それ故に本員の茲に質問致す所は、此法律案とさうして、大阪市區改正と此二つに付て、結付いて大阪市を中心とする事實に於きまして私は政府の所見を叩きたいと思ふのであります、御承知の如く東京市は帝國の首都として、政治上の中心地點であることは是は何人も異存はない、是に對して大阪市はどうである、大阪市は我國商工業即ち經濟力の中心地點であると云ふことは、是亦諸君の御諒承下さることゝ思ひます、而して大阪市の一盛一衰と云ふ事柄は唯々大阪と大阪市の一盛一衰でなくして、我帝國の經濟の上に於きまして、重大なる關係を有するものであります、大阪市が茲に市區改正を企てますと云ふことは、多くは產業上の發達產業の發展を奬勵せんが爲め、即ち國富を增進せんが爲の意味に於きまして、此大計畫を行つて居るのであります、此事業の遂行と否とは、茲に國家の經濟の上に於て重大なる關係を本員は生ずるものと信ずるのであります、それ故に大阪市の此事業に對しまして、大阪市は獨占で此事を行はなければならぬのでありますから、國家は之を助けて――國家は國の力を以て之を助けて速に完全なる商工の大都市を建設すると云ふことを行ふ所の義務があらうと考へるのであります、それ故に大阪市が行はんとする所の此計畫に對しまして政府は國庫より支辨を致しまして、之を行ふと云ふ所の意思ありや否や、此點を第一問として御伺したい、それから若し此事業が國庫より是非支出すると云ふことが出來なければ、大阪市が十箇年三千五百萬圓の金を出す餘裕があるからして、尙ほ此上に對して政府より幾らか金を補助致しまして、大阪市が計畫して居る所のものより、以上の計畫を遂行せしめると云ふ御考が有るかどうかと云ふことを御尋するのが第一點である、さうしまして此法案に依て見ますと云ふと、此市區改正の接續町村區域外に及ぼすと云ふ條項になつて居りますが、是は大阪市の計畫する所に依りますと云ふと、西成郡九箇町村、東成郡の十一箇町村に亘る計畫に於て、此市區改正の道路を延長すると云ふ計畫であります、是は然らば是丈の計畫即ち市部以外の區域に及ぼす所に於いて、其經費は、どうするかと云ふ點である、此經費の點に付きまして、市區改正條例の第十四條の第二項に於きまして、區域外の施行の費用は東京市で負ふと云ひますから、之を大阪に準用致しますれば、大阪市又は大阪市及事業地町村の負擔とすとなつて居りまして、市部が全部の費用を償ふか若くば市部と其所屬の町村の連帶負擔にするかと云ふことに規定されて居るやうでありますが、此點に付きましては餘程考慮を費さなければならぬと私は考へるのであります、接續町村は勿論此市部の發展に依りまして、膨脹して來たものでありますから之を迎へることは當然でありませうけれども、大阪市の接續町村の膨脹と云ふことは、天王寺を除けば多くは工業地でありまして、其所に住する住民の多くは職工、其他中流以下の貧民階級が多いのでありますからして即ち町村をして事業費の一部を負擔せしめると云ふことは、其町村の財政の力が當然之を許すことが出來ぬのである、斯樣な點がありますが故に、若し政府に於きまして此大阪市をして相當なる金を支出せしめ、尙ほ町村が負擔すべき必要があるならば、其經費と云ふものを國庫より支出してやる所の御考があるかどうかと云ふこと、是が第二問であります、而して此市區改正の目的、市區改正は如何なる必要に依て行ふのであるか、現在の大都市の要求に應じて市區改正の計畫を定めるのであるか、若くは永遠の計畫として此事柄を設計するのであるかと云ふことを聞きたい、即ち東京市に於きましては、明治二十一年始めて市區改正を行つたのでありまして、漸く昨年度に於きまして大略此事業が濟んだと申して居りますが、偖私は今日東京市の市區の狀態を見て見ると、決して此國運隆々たる帝國の大都市として交通系統を有するものでない、甚だ不完全なる市區改正であつたと云ふことを、私は感じて居るのであります、大阪市に於て謂ふ所の今回行はんとする所の市區改良の目的と云ふものは、現在の大阪市の商工業の力を基礎とする所の改正の設計であるか、若くは之を少くとも、五十年、餘裕を得れば百年位先迄今日先づ十分なりと云ふ計畫を定めると云ふ必要があるのであるか、此點は如何なる方針を以て政府は之を監督するのであるか、それを承りたいのであります、是が即ち質問の第三であります、質問の第四、是は磯部君の御質問と略々同一でありますが、是は大阪市の接續町村と云ふものも、餘程東京市の周圍の狀況と似て居りますから、之を速に倂合すると云ふ所の方針を立てる必要がある、此接續町村を倂合致しまして、大阪市に編入すると云ふことにしたと致しますれば、其處に殘る所の郡村、即ち西成郡に於て九箇村を引去り、東成部に於て十一箇村を引去れば、其殘部の町村で以て其郡の獨立は保てないのである、それ故に町村の倂合と云ふことで、大阪市編入と云ふことを行ひますれば、どうしても西成郡東成郡の廢合と云ふことを行はなければならぬ又府の經濟に於きまして、郡部經濟に屬する所の負擔が是丈の町村を大阪市に攫はれると云ふことになれば、非常に郡部の經濟上に於ける均衡が保てなくなるから、延ては之を近府縣を合併しまして一の新なる縣を引入れる、即ち合併すると云ふ必要があるでなからうか、斯樣なることは根本的政策を行ふと云ふ所の、政府の意思があるかどうかと云ふ事が第四問であります、それから東京市の例を取りまして大阪に高架鐵道を建設されますか是は鐵道院の御意見を聞きたいと思ふのであるが、市區改正と云ふ事は市街を改善し、交通の發達を良くし、衞生上其他防火總ての點に於て市街を改良すると云ふ趣意に在るのでありますが、鐵道院が此高架線若くは市內に停車場を設けると云ふ場合に於きましては、市の方針即ち健全なる完全なる市街を形造くると云ふ所の、都市經營の方針と相俟つて、其計畫を立てるや否やと云ふ點に在るのである、私が茲に多少の杞憂を抱きますことは、彼の東京市中央停車場の設計の有樣であるのである、是は如何にも帝都の大停車場と致しまして、立派なる外觀を備へて居りますけれども是は商工業の中心地と果たして聯絡ありや否やと云ふことは、餘程疑問である鐵道院が自分勝手に面白半分に拵へた停車場でなからうかと私は思ふのである（拍手起る）又此品川より中央停車場迄至つて居ります彼の高架線、若くは目下工事中の飯田町に通ずる高架線、是等の如きものは果して東京市を經營する所の方針と、矛盾することはないかと云ふことを私は疑ふのである、即ち此高架線の爲には非常に市の中央に於きまして煤煙を飛散され、或は塵芥を飛散され、光線通風を妨げられて、都市の衞生を阻害されることが非常に多いのであります、斯樣な點に於きまして、果して鐵道院が此完全なる市街を建設する所の方針に考慮を費して、斯樣な建設をしたのであるかどうか、是は本員の非常に疑ふのであるが、是に於て此疑が起ると同時に、非常に杞憂に堪へぬのは、大阪市に於きまして近く鐵道院に於て、臨港鐵道の施設をすることに在る、即ち天王寺に起りまして大阪築港に通ずる所の高架線を開通しますが、此時依然たる鐵道院一流の無頓著なる施設をやられては、吾々大阪市民は非常に困難をする譯でありますからして此點に付ては如何なる方針でやられる御積りであるか、之を承りたいのであります、是が即ち質問の第五であります、それから大阪市の端々に於ける場末の改良であります、勿論此場末の事でありますから、中流界下層民の階級の集合地であ

る、殊に大阪は工業の都市でありまするが故に、工場の附近には極めて貧しき所の部落の者が澤山住んで居る、是等を改良すると云ふ――此貧民部落或は職工部落を改善すると云ふ事の何等かの規定を、今回の此市區改正條例の中に設ける必要が無いかと私は考へるのであります、英吉利の例に依て見ても、職工住宅法と云ふものを英吉利が拵へて、さうして職工保險の事を計ると云ふことに於て、十分に立派なる成績を擧げて居るが、今回大阪市が行はんとする所の市區改正に對して、監督官廳たる內務省は、斯樣な方針に向つて相當の計畫を有するや否やと云ふことを聞きたいのが第六であります、それから私は最も重要なる問題として、政府の意見を聽きたいのは市區改正を行つて、街路は如何にも立派になつて居る、或は「アスファルト」であるとか、或は木造であるとか、或は「コンクリート」であるとか、非常に立派なる街路を造りましては、此街路は到底永く保てない、即ち路面に對する施設が出來ても、地下に對する行政が行はれて居らぬ、彼の四谷の通の如き、丁度私が東京に住んで居つた時に、四谷の道路が市區改正で大きくなつたのでありますが、之を作る時には三角の栗石を入れて、其上に「バラス」を入れて十分敲き付けて、立派なる道路が出來たのでありますけれども、地下行政に何等の制限が無いが爲に、瓦斯の鐵管であるとか、或は水道であるとか或は下水であるとか、電話線電燈線、或は電信線の如き地下線を埋沒する時に肝腎なる道路を掘り繰り返すのである、さうして又修繕をする時にも掘り繰り返すのである、此場合に唯々外面丈固めて置くのであるから少し重い重量の車が通れば、直ちに其處が壞れて仕舞ふと云ふ事で、四谷の道路は電車側を二尺乃至五六尺位延長された所がどぶ〳〵になると云ふ不完全な道路が出來て居ります、佛蘭西の巴里の如き（笑聲起る）伯林の如き此外國の都市に於ては頗る立派な地下行政が出來て居る――言違ひを笑つたつて仕方がない、此道路の下に相當なる隧道を設けて、此地下埋沒線を其內に通ず、或は電信線であるとか、或は電話線であるとか或は瓦斯管であるとかと云ふ埋沒線を集中せしめて、之を修繕するにも道路面を掘り繰り返さずして立派に修繕をすると云ふことで、地下の行政が行はれて居るが、今回大阪市に行はんとする市區改正に對して、內務省は地下行政に對する方針を有して居らるゝや否やと云ふことを聽きたいのであります、是が第七の問題であります、次に大阪市は御承知の如く水の都である、此水があつて初めて百四十萬の大都會が今日實現したのでありますから、此水の交通が大阪の生命である、所が水路の交通に對する政策と云ふものは、今迄一つも立つて居らぬ、即ち橋脚の間隔若くは橋梁の高さの一定しないと云ふ事であります、概して大貨物の運輸に於きましては、大阪市には彼の安治川より土佐堀川に通じて、淀川に通ずる事が行はれて居るのでありますが、爰に一例を以て申しますれば先年青島戰爭の初に於て、大阪砲兵工廠より大阪築港に碇泊する御用船に向つて二十八珊の榴彈砲を輸送したことがある、其當時に於きまして此輸送は非常に急ぐのであつて、多數の榴彈砲を積出さなければならぬが、如何せむ此橋梁行政の統一が付いて居らぬが爲めに、天神橋、難波橋の如き立派な橋があるかと思へば、堂島大橋の如き貧弱なる橋があつて橋の高さが非常に低い、それでありますからどうしても干潮面を利用しなければ此運輸は完全に行かない、即ち晝夜二回の干潮時を利用致しまして、漸く日に一門半乃至二門位しか輸送が出來なかつたと云ふ實例があるのであります、是は橋の高さの事でありますが、橋脚の幅に於きましても少しも一定して居ない、或は其間隔が十間もあり十五間もあると云ふ具合で、十五間の所が如何に澤山ありましても、唯々一箇所十間の所があつたならば、それが爲めに荷物が通らぬと云ふことになります、斯樣な事でありますから、橋梁行政の統一に付て定めて內務省は相當の御腹案が有るだらうと考へますから、此點を伺ひたい、是が第八であります、それから最後に於きまして此市區改正條例を見まするに、市街改良委員會と云ふものに絕對の權力を與へて居るやうでありまして、此委員會の組織權限と云ふものは、別に勅令を以て定めることになつて居ります、そこで東京市に今迄行はれて居りました所の東京市街改良委員會の組織並に權限と云ふものは、勅令に依て見ますると、此委員會の組織は內務次官を委員長と致し內務省以下各省の高等官、鐵道院、東京府の各高等官、茲に東京市長、市參事會議員市會議員一部を以て組織すとなつて居るのであります、所が此勅令は市區改正條例と云ふものが、此東京市街のみに限つた時代の勅令でありまするが故に、此組織の中には郡部が加つて居らぬ、接續町村が加つて居らぬ、所が今回改正をして此工事施行を區域外に出すと云ふことになると、どうしても豫定された所の區域に於ける相當なる代表的人物を出す必要があると思ふのである、政府は果して此案が通過して實行される時には、此委員會の組織に於ては其區域に屬する所の郡部の接續町村の代表者を此委員に任命すると云ふ方針を御持ちになるかどうか、此點であります、以上九點に付きまして政府の處見を承つて置きたいと思ひます甚だ失禮致しました（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　後藤內務大臣。

〔國務大臣男爵後藤新平君登壇〕

○國務大臣（男爵後藤新平君）　唯今高松君からの御質問が九點に亙つて居ります、第一は大阪市の市區の改正に於ける補助金の事、第二は接續町村の負擔に關する事、第三は市區改正の目的の事、第四は併合郡村の經濟關係の事、第五は高架鐵道の關係のこと、第六は職工宿舍のこと、第七は街路行政とでも申しませうか、地下物建設に關すること、第八は大阪は水の都府であると云ふ點から、橋梁橋脚の關係のこと、第九は委員會のこと、斯樣な御質問でありま す、大要を御答致しまして、其中には委員會に讓るべきものが澤山あると考へられますが、第一の補助金の事は、今此所に內務省に於て何等特に計畫して下附すべきものと定めて居るものはないのであります、是は高松君自身も御承知であるやうでありますから、敢て此事は申述べますまい、第二の接續町村の負擔の事でありますが、之に對しては、高松君の御意見は接續町村の市區改正に關係するものは、悉く市に併合すると云ふ御意見のやうに考へられますか內務省に於ては市其ものの先づ一團を之を第一環として第二環第三環と輪を描きました所のものが即ち此利害共通の地域として、市區改正に關係する設備の聯絡を保つやうにしなければならぬと云ふ考を持つて居りますから、强ち悉く併合するのではないから、郡市の負擔の關係が無いやうにして置きたいと云ふ希望を持つて居ります、此點に付ては何れ委員會に於て能く盡す事にしたら宜からうと考へます、第三に市區改正の目的であります、是は高松君から段々御述べになりましたが、此目的に對しましては時代と場所とに從つて、吾人の文明生活の基礎は科學的生活に置くと云ふ事になるのでありますから、此等の調和は十分取るやうにして往かなければならぬと考へます、此事は玆に詳しく申述べぬで、大要丈申上げて置きます、第四併合郡村の經濟と云ふ事に付ては、是れは先刻內務次官も申述べましたが是れは十分に攻究を要する事であります、此の事に付ては郡村の今日の獨立生活を妨げない程度に於いて、市區と共通の生活を全うするやうに致したいと考へて居ります、第五に高架鐵道のことに付いての御質問でありますが、此の事は東京の高架鐵道の通りやるであらうと云ふやうな御話もありましたが、或點はさう云ふこともありませう、併し是れは今年月は忘れましたが今の高架鐵道なるもの停車場なるものは年月は分りませぬが、白根遞相時代にあれは定められたものであります、それで時代も餘程變つて居りますから、是れは時代相應の力を以つて最善の努力を竭さなければならぬかと考へて居ります、それから、第六は職工の宿舍であります、是れは近世の問題として最も攻究すべき重要な事に屬して居ります、此等のことは市區改正委員會に於て、十分攻究して適當に定めて往かなければならぬのであらうと考へます、第七に街路の行政地下物の建設等に付て御懸念がありましたが、至極御尤のことであります、併し之に對して、斯樣な事にすると云ふことは、內務省は考へて居りませぬ、巴里の地下溝渠のやうにしやうとか又は伯林のやうにしやうと云ふやうな考は今持つて居りませぬ、此等は次の第八の御問の大阪は水の都府であると言はれました、其一言にして盡してあります、此等の點から考へて其設備に付ては、十分近代的の思想を以て全うしたいと云ふ考を持て居ります、併し是は經濟と相伴ふものであります、道路の路面の事から地下の建設物から總て理想の通り達し得るや否やは別問題として、要するに現代的の事建設を致す事に力を致す、斯う云ふ事になります、大阪に於て橋梁並に橋脚の關係よりして、彼の水運を利用する事を却て妨げる事があつたと云ふ御意見もありましたが、市區改正の際に於ては、改正委員會は必らず其點に付て、十分な注意を拂ふべきことであつて、今幾らの間隔にするとか幾らの高さにすると云ふやうな事に付て、豫斷をして居るものは何等ありませぬ、次に委員會の組織の事でありますが、是は御懸念もありましたが、其邊に

は十分注意を致さうと思つて居ります、兎に角大阪市の此度の改正に付ては、必要を感ずることに於ても大阪市民の希望と內務省の希望と決して何等の相違なく、密接の關係を以て本案提出の際申述べましたやうに、都市と各地方の生產との間の調和を全うしたいと云ふ事の一言を以て御答致して置きます。

○議長(大岡育造君)　此際議長は議事の進行に付て一言致します、本議會は最早大分經過致しましたけれども、唯今の傾向を見まするに、質問日の質問も本案に對する本會の質問も殆ど差別なく、委員會の開かれる場合に盡すべき問題も此區別無しに近頃頗る長引く、今日は未だ此案に付てさへも二名の通告があります、是は議事の進行上、本日に定めたる質問日の質問は如何に長くとも、如何に詳細に亙らうとも、固より是迄の例もある、本案に付て殊に政府の法案の如きは、委員會に付せられなければならぬものでありますから、委員會に於て具に御質問になるやうに願ひたい、それに問を十も二十も擧げて多きを以て尊しとするが如きは甚だ宜くないと思ふ、此次の質問者に對しましてもですが、政府に對しても此事は御心得の上に御答になるやうに併せて申し置きます——村松恒一郎君。

○村松恒一郎君　本員は議長の御注意迄もなく、極く簡單に自席から質問したいと思ひます、今日迄既に大體一段落を告げて居るのでありますが、然るに今日の人口の增加、從つて交通の頻繁なるが爲に、現在一等道路ですら既に狹隘を感じて居るやうな譯であります、隨て種々の危險事項も續いて起るやうな譯でありますが、無論此市區改正の事業は、市區改正委員會に於ての決定を俟たなければならぬのでありますが、政府として現在の此東京市の道路を現在に幅員を擴張すると云ふ御方針があられるか否やと云ふことを、第一に伺つて置きたい、第二には縱し道路の幅員は之を擴張する事が容易に出來ないと致しましても、今日此路面の改良と云ふことは、非常に必要な事柄でありまして、現在殊に此自動車の橫行する爲めに、益々道路を損じる、それに依て又色々の危害を生ずると云ふ場合でありますが、同時に東京市民は此の路面の改良を非常に要望致して居るのであります、之れに付いて政府は此の路面の改良と云ふことを、急速に實行することに付いての御意見は如何でありまするかと云ふ御尋をするのは、外でもない、今日東京市に於きましては上水道の擴張、下水道の敷設等に於きましては、既に年額四五千萬圓の金額を要する、其の他にも種々な事業があるので、此の路面の改良をするにしても、東京市の微力では到底出來ないのでありますから、勢ひ道路の幅員の擴張、若くは路面の改良に致しましても、相當の補助を仰がなければならぬのであります、併し唯今國庫補助の事に付きまして、政府の御意見を伺ふと云ふのでないのであります、唯々今日以上に此道路の幅員を擴張すると云ふ御意見が政府にあるや否や、第二に路面の改良の急務なる事を御認めになるや否や此二點に付て極く簡單に御答を求めたい

○國務大臣(男爵後藤新平君)　議長。

○議長(大岡育造君)　後藤內務大臣。

〔國務大臣男爵後藤新平君登壇〕

○國務大臣(男爵後藤新平君)　唯今の御質問は聽漏した所もあるやうで、しつかり分りませぬでしたが第一に道路の幅を改良するの意があるか第二は路面の改良をするか、斯う云ふ御尋のやうでありました是は何れも今日の儘ではいかぬと考へます、今日の儘で良い道幅の處は、寔に東京市內の街路中少なきものであると考へて居るのであります。

○議長(大岡育造君)　高木正年君。

○高木正年君　私は極めて簡單に唯一箇條御尋を致したい、此市區改正條例は頗る古い法律規則でありますが、今度改正になるのは確に相當の事とは思ひますが、此議會に於て、何故に東京市區改正土地建物處分法なるものを、根本より御改正になつて御提出にならないのですか、凡そ我國の法律規則の中で此東京市區改正土地建物處分法位野蠻な法律はない從來此土地を收用し、若くは建物を收用する時分には、土地收用法に依るのが、相當でありますが此建物處分法は收用法に依らずして、市區改正の企業者は內務大臣である內務大臣の下にある市區改正事業を此市區改正に當つて收用される土地及建物の賠償に付て、異議ある時分には、內務大臣に裁定を乞ふより外に救濟の方法が設けてないのであります、是れ恰も原告が已れの主張を被告に對して要求する場合に、被告に向つて救濟を求めると同樣な法律規則であるのであります、是が爲に市區改正の度每、及び昨今行はれて居る所の市の水道及下水事業に對して郡部に於ても甚しき此所有權を侵害されて居る者があるのであります、此市區改正條例を改正さるゝならば、先づ根本の此土地建物處分法を、時代に適應なる法律として御改正になつて、獨り之が東京市の區域內に幸ひするのみならず、大阪京都に新に之を適用する場合に於ても、所有權を侵害しないやうに、相當の救濟方法を設けて之を施行なさる事が適當な手段ではないかと私は思ふであります、然るに此等の事を少しも御攷究なく、恰も此法を以て完全無缺のものとなして、新に大阪の市にまでも之を適用されると云ふ內務大臣の意が、一向了解し兼ねるのであります、此點に付て簡單な御答を要求します

○國務大臣(男爵後藤新平君)　議長。

○議長(大岡育造君)　後藤內務大臣。

〔國務大臣男爵後藤新平君登壇〕

○國務大臣(男爵後藤新平君)　高木君に御答を致しますが、此法律案は或は高木君の御意見として述べられるやうな點に、改良を要する所もあるかも知れませぬが、政府に於ては多年の經驗上之を以て實行しまして、決して差支ないと認めて居りますから、之を提案致して居るのであります、是等の御意見を鬪はしますることは、委員會に讓るが議長の言はれるやうに適當であらうと思ひますから、是丈御答致して置きます。

○議長(大岡育造君)　右兩案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　兩案を一括して委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられむことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議ないものと認めます、仍て右兩案は十八名の議長指名の委員に付託することに決しました——日程第五、臺灣銀行法中改正法律案の第一讀會を開きます。

第五　臺灣銀行法中改正法律案(政府提出)　第一讀會

臺灣銀行法中改正法律案

(本案は本卷一一九頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く)

○國務大臣(勝田主計君)　議長。

○議長(大岡育造君)　勝田大藏大臣。

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣(勝田主計君)　唯今提案を致しました臺灣銀行法中の改正の要點は第一が保證準備の擴張で御ざいます、御承知の如くに臺灣銀行に於きましては明治四十三年に保證準備の制限額を「一千萬圓」と致しました、其以來何等の變更は御ざいませぬので然るに臺灣に於きます所の產業其他の發展は、私共の申上げまするまでもない次第でありまするので此「千萬圓」を「二千萬圓」に擴張をしたいと云ふことが、是が主要な點で御ざいます、其他臺灣銀行は今日は海外に於て餘程事業に手を出して居ります、隨て營業課目の中に海外に於て致しまする所の業務に付ては主務大臣の認可を得て致すことの出來る餘地を存して置いたら宜からうと云ふことが一點御ざいます、尙ほ臺灣に於きましては公共團體、或は產業組合の如きものが今日では完全に發生致しまして、其監督等も十分行屆いて居りますからして、之に對して無擔保の貸付の途を啓くと云ふことに致したいと思ふのであります、其他一二の輕微なる改正を加へたいと思ふのが此案の精神で御ざいます、何卒御協贊を與へられむことを切望致します。

○議長(大岡育造君)　別に御質問が無ければ、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します

第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられむことを望みます。

〔「贊成々々」「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議がないと認めます、即ち本案は議長指名十八名の委員に付託することに決しました。

○岩崎勳君　再び議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち先づ政府提出の日本興業銀行法中改正法律案の第一讀會を開き、政府の說明を求めて其審議を進行し、引續き其審査を付託すべき委員の選擧を行ひ、次いで有價證券割賦販賣業法案の第一讀會を開き、委員長差支に付理事柏原文太郞君の報告を求め、且つ其審議を續行せられむことを希望致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はない

と認めます、仍て日程は變更せられました、日本興業銀行法中改正法律案の第一讀會を開きます。

日本興業銀行法中改正法律案（政府提出）
第一讀會

日本興業銀行法中改正法律案

（本案は本卷一三三頁貴族院議事中に掲載せるを以て再揭の煩を避く）

○國務大臣（勝田主計君） 議長。

○議長（大岡育造君） 勝田大藏大臣。

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣（勝田主計君） 唯今議題に上りました興業銀行法中の改正法律案は、昨年の議會に於きましても提出を致しましたのであります、併しながら昨年の議會に提出したものと、今回提出致しましたものとは多少の相違があるのであります、今回提出致しました所の主なる目的は第一には興業銀行をして工業の發展を助長せしむる爲に、株券の引受或は應募と云ふことをやらせたいと云ふことが、一つの大趣意になつて居ります、前回提出しましたものには絶對に左樣な事をやらぬと云ふ案でありましたが、今回の案には主務大臣の認可を受けたる場合に於きまして、之を爲すことを得と云ふことに致しました即ち成べく確實の上にも確實を期すると云ふ趣旨を以て斯樣な規定に致しました、第二の點は船舶金融に關係致す所のものであります、即ち船舶に對しまして並に船舶の附屬品に對しまして、興業銀行をして金融の途を開かしめる、斯樣なことであります、此點に付きましても前回提出致しましたものとは、多少違つて居る所があります、即ち貸船料或は運賃に擔保と致しまして貸付けると云ふことが、前に提出致しましたものにはありましたが是等の計算の點に於きましても、甚六ケ敷い事が起つて來まするのであります、是は今回は除きました次第で御ざいます、大體斯樣な事が今回提出しました改正案の趣旨で御ざいます、何卒御審議の上に協贊を與へられむことを希望致します。

○議長（大岡育造君） 別に御質問もありませぬければ、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 本案は日程第五、臺灣銀行法中改正法律案の特別委員に併せて付託せられむことを希望致します。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議はないと認めます、即ち動議の如く決しました、有價證券割賦販賣業法案第一讀會の續を開きます、理事柏原文太郎君。

有價證券割賦販賣業法案 第一讀會の續
（委員長報告）

〔柏原文太郎君登壇〕
〔拍手起る〕

○柏原文太郎君 委員長に代りまして有價證券割賦販賣業法案の委員會の經過及結果を報告致します、二月の二十五日以來數回の委員會を開きまして、政府委員と質問應答の末御手許に廻つて居りまする第六條の中の――第六條第一號中の「特別ノ法令ニ依リ設立シタル會社ノ」と云ふことを之を「主務大臣ノ認可ヲ受ケタル」に改め、其他は悉く政府委員の說明を是認致しまして、此法案の制定は時宜に適したるものであると云ふので承認を致したのであります、即ち委員會は多數を以て委員長の報告案を是認致しました、併し之に付ては多少修正の意見がありますそれは其機會に多分現はるゝことゝ思ひます、此段御報告致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 本案の第二讀會を開くや否やを御諮り申します。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ本案は第二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君 直ちに本案の二讀會を開かれむことを望みます。

○議長（大岡育造君） 直ちに二讀會を開くに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議ないと認めます、即ち直ちに第二讀會を開き議案の全部を議題に供します

有價證券割賦販賣業法案 第二讀會

○岩崎勳君 本員は遺憾ながら委員會の修正に反對して、原案の通り可決せられむことを希望する者であります、即ち委員會の修正は單に本案第六條第一號中「特別ノ法令ニ依リ設立シタル會社ノ」とあるを削除致しまして「主務大臣ノ認可ヲ受ケタル」と云ふことに改めて居るに過ぎないのであります、細さに之を考覈致して見ますと、法と言ひ令と言へば即ち其規矩準繩は確定して居ります、其解釋適用上にも誤りなきを原則と致して居ります、それが大臣の認可と云ふことになりますと、規矩準繩に定まりがなく、或は運動の巧拙に依り、或は情實の如何に依つて本法の運用に誤りなきことを保さないのであります、即ち委員會の修正は其運用の圓滑を圖らむが爲めに、却て立法部の權域を縮少して、行政部の權域を擴大する結果となるのを恐るゝのであります、仍て本員は立法部に居る立場より委員諸君の御承認を請ひまして、委員會の修正議決は之を否決して、原案の通り可決せられむことを望みます、切に滿場諸君の贊成を望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○横山勝太郎君 議長。

○議長（大岡育造君） 横山勝太郎君。

○横山勝太郎君 簡單でありますから此處で……

○議長（大岡育造君） 宜しい。

○横山勝太郎君 唯今岩崎君の御議論がありましたが、是は岩崎君の折角の御議論でありますけれども吾々特別委員として此審議に參與したる者は、遺憾ながら此動議に贊成することが出來ませぬ、其理由を簡單に述べます、此修正の意味は岩崎君の言はるゝやうな危險な事柄を決して包含致して居らぬ、單に法文に掲げられてある丈の擔保に取らるに止まると云ふことは、今日の經濟界の趨勢に顧みて餘りに狹きに失するから、主務大臣の認可がある場合は、此第六條に書いてある以外の擔保に依つても資金の貸出をして宜しいと云ふのであります、事柄は極めて穩健であり、圓滿なるものであると考へます、而して此事柄に付ては、政友會の委員諸代も悉く御贊成になり、而して政府委員も之に御同意になつたのであります、政府委員が御贊成になり、而して政友會の磯部君よりして修正の動議を提出せられたのであります、之に對して吾々は一人の異論なく滿場一致を以て可決した此法律の結果、偏頗愛憎に依て適用が二三になると云ふ點があると云ふ薄弱なる理由に依て、折角委員會に於て可決したものを本會に於て翻すと云ふことは、大に委員會の權威を侮蔑するものであります、惡して慣例を貽すものであると思ひます、此意味に於て滿場一致を以て可決致し、殊に政府委員も同意せられたのでありますから、どうか委員長の報告の通りに滿場の御贊成を仰ぎたいと思ひます。

○議長（大岡育造君） 先づ委員長報告に付て贊否を決します、委員長報告に贊成の諸君の起立を求めます。

起立者 少數

○議長（大岡育造君） 少數であります、否決、原案に付て御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なしと認めます、仍て原案の通りに決しました。

○岩崎勳君 直ちに本案の三讀會を開き、第二讀會に於て議決の通り即ち原案の通り可決確定せられむことを望みます。

○議長（大岡育造君） 直ちに三讀會を開くに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ直ちに三讀會を開きます、議案全部を議題に致します。

有價證券割賦販賣業法案 第三讀會

○議長（大岡育造君） 御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ即ち二讀會に於て決議したる通り可決確定したることを宣告致します、日程第七、朝鮮の生産に係る物品の移入稅免除に關する法律案第一讀會の續を開きます、委員長小林源藏君。

朝鮮の生産に係る物品の移入稅免除に關する法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

〔小林源藏君登壇〕
〔拍手起る〕

○小林源藏君 本員は並に朝鮮の生産に係る物品の移入稅免除に關する法律案委員會の經過並に結果を御報告致します、本案は法文極めて簡單なれども國利民福に至大の關係あるものと認めまして、委員會を開く事前後五回、政府委員と質問應答を重ね研究を致しましたる結果、大體に於て適當なる法案であると認めましたが、唯々大麥即ち「ゴールデンメロン」種、是は麥酒の原料となるものでありますが、朝鮮に於ては未だ生産をして居らぬのであります、本年の六月頃に初めて生産をするだらうと云ふ、將來の事に關係して居るのであります、且つ內地に於

きまして、此「ゴールデンメロン」種の生産に付て關東地方の如き三十年來の苦心慘憺を重ねて、漸く生産することになつたので、壓迫を受くるのも困難の結果を來すだらうと云ふので、此大麥「ゴールデンメロン」種の一項丈を削除して、他は全部政府案に賛成することに大多數を以て議決致したのであります、其結果と致しまして、第二號以下號數は順次繰上がることになります、而して其修正に付きまして政府委員の賛否を求めました所が、賛成とも不賛成とも遂に意見を吐かれなかつたのでありますから此修正の通りで宜しいと認めて居られるものと認定して然るべきものと思ふのであります、議場の形勢に鑑みまして、簡單に報告する事右の如しであります、どうぞ此委員會に於ける修正通り御賛成あらむことを希望致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否やを諮ります。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ本案の二讀會を開くことに決します。

○岩崎勲君　直に本案の二讀會を開き三讀會を省略して、委員長報告の通り即ち委員會に於て修正議決の通り可決確定せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て直に第二讀會を開き議案の全部を議題と致します。

朝鮮の生産に係る物品の移入税免除に關する法律案　第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ三讀會を省略して、茲に可決確定したることを宣告致します。

○岩崎勲君　時間延長の御宣告を請ひます。

○議長（大岡育造君）　時間が切迫致しましたから、時間を延長して本日の日程を議了したいと思ひます——日程第八、重要物產同業組合法中改正法律案、第一讀會の續を開きます——委員長吉田中君。

第八　重要物產同業組合法中改正法律案（土井權大君外一名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔吉田中君登壇〕

〔拍手起る〕

○吉田中君　本員は過日本會に於きまして委員付託になりましたる重要物產同業組合法中改正法律案の特別委員會に於ける經過並に結果を御報告致します、委員會は二月二十六日より今日に至る迄、開會する事四回にして、其間提出者並に政府委員に對して質問應答を重ね、愼重審議の結果、諸君の御手許に廻してありまする通りの修正案を滿場一致にて決議致したのであります、此改正の大要を極めて簡單に申上げますれば、現行法は諸君も御承知の通り、組合經費又は過怠金の滯納者ある場合に、訟廷を煩して其處分を求めるのでありまするが、其處分を受けましたる所の組合員は之を非常に怨と致しまして、遂に其組合に對して敵意を挾むに至るのであります、是に於てか一般組合長となつて居る者は、組合員の反對を慮れまして、其處分を勢ひ緩漫にし、等閑に付すると云ふことが往々例になつて居るのであります、斯樣になりますれば遂に組合の威信と云ふものと、又其基礎とを危くする譯になるのであります、で是は畢竟法律不備の結果ではないかと思ふのであります、然るに此改正案は、經費又は過怠金の滯納者ある場合に於きまして、國稅滯納處分法に依て强制徵收をなし得る規定でありますれば、却て裁判所に訴ふるよりは簡便にして、且つ滯納者に對しましても、不快の感を懷かしむることが洵に少なくなりまするので、至極穩當なる處分となるのでありまする、隨つて組合の整理上最も緊要なる改正であると思ひまする、就ては此改正は全國の同業組合が多年希望して已まざる所でありますが、政府は同業組合中未だ其內容が完全ならざるものが多きに依り、十分整理したる上改正すると申して居りまする、斯の如きは眞に政府として緩漫なる方針でありまして、吾々は政府が言ふが如く、組合の內容が充實せざる本邦產業界の爲に遺憾此上もなき事に思ひまする、一大原因は是亦法律の不備に起因するものと確信して疑はぬのでありまする故に、政府當局も此改正案に同意せられて、貴族院通過に努力せられ、萬一貴族院に於て否決又は握潰しの運命に屬する場合に於ては、第四十一議會に御提案あらむ事を切に希望して止まざる次第であります（笑聲起る）諸君、右樣の次第でありますから、滿場一致御賛成あらむ事を望みます（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否やを御諮り致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議は無いと認めます、仍て二讀會を開く事に決します。

○岩崎勲君　直ちに本案の二讀會を開き三讀會を省略して可決確定あらむ事を希望致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はないと認めます、仍て直に第二讀會を開き議案全部を議題と致します。

重要物產同業組合法中改正法律案　第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ三讀會を省略して本案の可決確定したることの宣告を致します

○岩崎勲君　日程第九乃至第十二、即ち特許法中改正法律案外二件は委員長の都合に依り一時延期の動議を提出致します。

○議長（大岡育造君）　延期に御異議はありませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議はないと認めます、仍て延期に決します——日程第十三、平町小名濱間鐵道建設に關する建議案を議題と致します——高岡唯一郎君。

第十三　平町小名濱間鐵道建設に關する建議案（高岡唯一郎君外二名提出）

平町小名濱間鐵道建設に關する建議案

平町小名濱間鐵道建設に關する建議

交通機關の聯絡は國防並產業政策上の要務にして國力の發展に伴ふ必須の設備たり殊に我か邦の如き環海の地勢に在りては海灣と鐵道と兩々相俟て始めて運輸交通の目的を達し得へきや敢て論を俟たす

而して新潟縣下新潟より福島縣下平町に至る磐越線は大正五年十月開通したりと雖平町より南小名濱港に達する約六哩の鐵道を延長して西日本海と東太平洋との聯絡を完成するに非されは海陸交通の目的を達し得たりと謂ふへからす此の如く平町より小名濱に至る鐵道は兩洋連絡線にして極めて必要なる線路と認むるか故に政府は速に相當の措置を採り之か建設に著手せられむことを望む

右建議す

〔高岡唯一郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○高岡唯一郎君　本案提出の理由を極めて簡單に說明致したいと存じます、諸君御承知の通り磐越線たる所の越後新潟より磐城平町間百七十二哩は昨年十月開通致しましたのであります、さりながら平町より南小名濱港に達する約六哩間は未だ開通致さぬのであります、それでありますから此六哩間を延長しまして、西日本海と東太平洋との聯絡を取り、而して海陸の聯絡を完成致して、交通の便利を期したいと云ふのが、本案提出の第一の目的であるのであります、諸君も御承知の通り磐城地方は本州に於ける石炭の唯一の產地でありますそれでありますから石炭は何れの方面に消費さるゝかと言へば、東北地方一圓は勿論、京濱の各工場、南は愛知縣名古屋以東西は兩毛線より信越に及んで居るのであります、此方面の工場は皆常磐炭を燃料として居るのであります、然るに今日の場合に於きましては、先刻石炭の調節と云ふことで、長田君でありましたか長々しい御質問がありましたけれども、今日の磐城地方の石炭は今燃えつゝあるのであります、殆ど一年の產額は約三百萬噸內外でありますけれども、今日の鐵道の輸送力と云ふものは、僅に二百二三十萬噸を輸送するに過ぎないのであります、所謂鐵道の輸送能力は——常磐炭を輸送する能力は、採掘額の三分の二を運ぶに過ぎないのであります、左樣な狀況でありますから、今日の常磐炭は骸炭から粉炭に至る迄山を成して、殆ど今は燃えつゝあるのであります、何も石炭の調節は必要がない、貨車を廻しさへすれば此常磐の石炭は各工場に十分供給せられるのであります、斯樣な狀況でありますから、單に鐵道の輸送のみを以て磐城炭を——常磐炭を各工場に輸送する事は困難な狀況であるのであります、でありますから此鐵道を延長致しまして、而して將來は一面は汽車に據り、一面は船舶に據て、さうして我帝國の工業の發展に非常に深大の關係ある線路でありますから、何卒皆さんに對しては、線路の延長に御賛成を求めたいと思ふのであります、殊に本案は各派の賛成を得て居るものでありまして、我黨は勿論憲政會よりも國民黨よりも御同意を得たる案であります、願くは啻に此案の通過は一地方の利益のみならず、

我帝國の工業發展の上に頗る深大の關係のある提案でありますが故に、各員一致の御贊成を望む次第であります（拍手起る）

○岩崎勲君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられむ事を望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ本案は議長指名九名の委員に付託する事に決します――日程第十四、沖繩縣特別自治制撤廢に關する建議案を議題と致します――提出者兒玉好能君。

第十四　沖繩縣特別自治制撤廢に關する建議案（奥田榮之進君外二名提出）

沖繩縣特別自治制撤廢に關する建議案

沖繩縣特別自治制撤廢に關する建議

沖繩縣は明治二十九年以來特別自治制を施行せりと雖同縣の狀態は最早其の必要を認めさるを以て政府は之を撤廢し速に府縣制並市町村制を施行すへし

右建議す

〔兒玉好能君登壇〕

〔拍手起る〕

○兒玉好能君　簡單に本案提出の理由を申述べます詳細なる事は提出者の一人たる新政會の我如古樂一郎君より更に御述べになる積りであります、唯今沖繩縣に町村制も施行せられてあるのであります、又府縣制も施行せられて居りますが、孰れも內地に於て施行せられて居る町村制及府縣制とは違つて居るのであります、殊に此肝腎なる點に於て違つた點があるのであります、先づ町村制に於きましては明治二十九年に始めて間切り制度と云ふものが實施せられまして、是が即ち我內地の村會に相當するのでありますが、此運用が十數年の後に至りまして、即ち明治四十一年に至りまして、現行の島嶼町村制なるものが實施せらるゝ事になつて居るのであります、是が內地の町村制と著しく違つて居る點と申しますのは、即ち町村會が最も肝腎なる權限とも稱すべき村長及助役等の選擧と云ふ事を、許されてないのでありまして、沖繩縣及島嶼町村制に於きましては、總て村長は官選と云ふことになつて居ります、又收入役も官選と云ふことになつて居ります、即ち名譽職の村長助役は有しないのであります、他の點に至りましては著しく內地の町村制と違ふ所はありませぬ又、府縣制に於きましても、最も府縣會の肝甚なる點とする所の參事會と云ふものが設けられて無いのであります、此參事會を設けずして參事會に屬する所の權限は知事が之を行ふと云ふことになつて居りますので、往々にして此縣廳と縣會との意思の疏通を缺くと云ふことになるのでありまして、洵に自治制度の發展の上から申しまして、是は悲むべき事柄であると思ふのであります、既に沖繩縣が府縣制を實施せられまして、十年の久しきに亘つて居るのでありまして、是等の運用に付きましては既に經驗を重ね熟練を經たものと云ふて宜からうと思ふのであります、又現在の沖繩縣の狀態と云ふものは、教育其他の事が餘程進步致しまして、內地に此府縣制が始めて實施された明治二十三年の當時、及內地に町村制が始めて實施されましたる明治二十二年の當時と較べて見ると云ふと、決して遜色は無いと云ふことを信ずるのであります、然るにも拘らず、此變態なる自治制度を施行せしめて置くと云ふことは、同縣の發展の上から申しましても又此自治機關を運用する上から申しましても、甚だ其當を得ないものと考へるのでありますから、政府は宜しく速に此特別なる制度を撤廢して、內地と同樣なる制度を實施することに同意されむことを望む次第であります、どうぞ滿場の諸君の御贊成を願ひます。

○議長（大岡育造君）　我如古樂一郎君。

〔我如古樂一郎君登壇〕

○我如古樂一郎君　諸君、唯今兒玉君より本建議案の理由として御說明になつたのでありますから、大體に既に御了解になつたらうと思ふのであります、吾が沖繩縣に特別制度を施かれたのは、曩きに沖繩縣の生活狀態、其他知識の程度が、まだ他府縣と足並みが揃はないと云ふ所の理由の下であつたらうと思ふのでございます、仍て本建議を提議しまするに當りまして、今日の沖繩縣を風俗狀態乃至知識の程度が如何であらうと云ふことの御考が、必ず諸君に於かれましても起るだらうと思ふので、ありますそれ等に付きまして簡單に申上げまして、諸君の御考慮を請ひたいと存ずる次第であります偶々沖繩縣に見えた他の府縣の人々が、皮相なる觀察を致し、間違つた見解の下に、新聞や雜誌などに虛構な報告を現はし、又其話が傳はつて、沖繩縣の眞相に付て世人が疑を懷くやうに立至らしむるので、實に私共遺憾と存ずる次第であります、斯かる事柄は、昨年沖繩縣知事が東京に見えられた時分に、沖繩縣の話として新聞に出されたのであります、それが知事の話と新聞記者の書いたのとが、大に相違したのであります、それで昨年沖繩縣會に於きましては、知事は沖繩縣の眞相に付てどうも誠實に報告をして居ないと云ふことで縣會の方で知事に對して御意見を求めたのであります、所が知事はそれは新聞の記事が間違つて居るのである、自分としてはさう云ふことを言つたのでないと云ふことの御辯解であつたのであります斯樣の事で往々間違つた記事が出るのであります、斯樣な狀態でありますからして、此沖繩縣の少しく他府縣と異つた所を申上げて見たいと思ふのであります、言語に付きましては成程此本土を距る海上數百里の所で、且交通が甚だ不便で、內地と稍々異つた所がありまするけれども、是も能く注意して聽分けて見ますれば、言葉に訛りが多いのであります、今は如何なる寒村僻地と雖も、普通語を解せざる所は無いのであります、風俗の方面でも舊藩廳時代の時は男の方は矢張內地と同樣で束髮であつたのである、唯々異つた所は昔簪を挿し、それから服裝が少しく異つた所がありました位であります御維新後は斷髮勵行し、服裝も改まり、今は全く昔の風が無くなつて、女子の服裝も所謂唯々四五十歳以上の老いたる女共に舊風を見るのであります、而して勞働者及農民は多くは跣足で働く、殊に女の方は品物を頭に戴せ、日々市場に往來致しまして、日用品の賣買を爲して居るのであります、それから夏分に於きましては、服裝は沖繩特有の芭蕉布を著て居るのでありまして、兎に角服裝は質素である、斯の如く一小局面の狀況を見て、始めて見た他府縣の人に於きましては頗る奇異の感を起し、動もすれば本縣民を蔑視して未開の民と稱するのであります是は矢張沖繩縣の實狀をまだ解せざる譯でございます、生活方面に於きましては、主なる農產物甘藷を以て地方農村民の主要食物として居ります、時に米を雜へて食べるのであります、此甘藷を食べると云つて、强ち沖繩縣民の生活が甚だ劣等であると云ふことは言へないのであります、自然其土地に適合致しましたる生產物で生活を致しまするると云ふのは、當然の事であらうと思ふのであります、況んや其化學的分析の結果は、米の成分と大差はないのであります、私なども家に居る時は日に一食は甘藷を食べて居るのであります（「簡單」と呼ふ者あり）兎に角甘藷を食べると言つて、縣民の營養上に何等の妨げる所はないのであります（「簡單に願ひます」と呼ふ者あり）前申した如く、生活、風俗の少しく異つた位であります、今や教育產業は進步し、大正五年の調べに依りますと、人口五十五萬人、生產金額が三千五百餘萬圓（「謹聽」と呼ふ者あり）明治十三年に小學校が設置せられ、さうして同二十年に於ける就學兒童は百人中六人餘りであつたのが著しく進んで大正四年の調べに依りますると、就學步合が九十六パーセント以上であります、大正五六年の壯丁調べに依て見ますれば、學問ある者が八十五パーセントになつて居ります、中等學校と致しましては男女の師範學校、中學校、高等女學校、農學校、商業學校、水產學校、男女の工業學校等があつて各方面に亘り人材を養成しつゝあるのであります、ありまするがまだ內地との運輸交通が不完全で、郵便物や貨物の停滯勝ちの爲め、從つて殖產興業が十分發達せざるを遺憾として居ります。

○村松恒一郎君　議事の進行に就きまして……

○議長（大岡育造君）　唯今發言中であります。

○我如古樂一郎君　唯今申上げましたやうの事情でありまするからして、諸君どうぞ御辭讓下すつて御贊成あらむ事を、切に希望致す次第でございまする

○村松恒一郎君　議事の進行に就て一言――議長は先刻各員に御忠告になりまして、會期切迫の場合であるから、成るべく言論を節約するやうにと云ふ事でありました、是は御尤な事であると思ひます、唯今此提出の理由を御述になるのに、一つの案に就きまして二人とも御許しになつたのはどう云ふ譯でありますか、本員は不敏にして此の如き例を知らないのであります、此の如き例を御開きになると云ふのは、將來言論の爲に結構であるか知らぬと思ひますが、兎に角議長の御意見を……

○議長（大岡育造君）　御答致します、先刻一言致しましたのは質問の性質に就て、諸君に御注意をしたので、決して言論の制限は致さなかつた、而して一案に就て二人の說明を許しました例は幾多あります殊に我如古君は沖繩縣の選出の御方であります、諸

君は別に說明を要する理由なるものは、申さずとも御同情のあることだらうと考へて居ります。

〔拍手する者あり〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられむことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、依て議長指名九名の委員に本案は付託することに決しました、日程第十五、鹿兒島縣大島郡島嶼町村制撤廢に關する建議案を議題と致します提出者林爲良君。

第十五　鹿兒島縣大島郡島嶼町村制撤廢に關する建議案（林爲良君外三名提出）

鹿兒島縣大島郡島嶼町村制撤廢に關する建議案

鹿兒島縣大島郡島嶼町村制撤廢に關する建議

鹿兒島縣大島郡は明治四十一年島嶼町村制を施行したるも爾來同町村の狀態は既に其の必要を認めさるに依り政府は速に之を撤廢し以て町村制を施行すへし

右建議す

〔林爲良君登壇〕

〔拍手起る〕

○林爲良君　諸君、本員は本案提出の理由を極めて簡單に述べまして、諸君の御贊成を得やうと思ひます、御承知の通り鹿兒島縣下大島郡は鹿兒島港を去る二百五哩の海上に散在する所の島嶼の名稱であります、本郡全體の面積は七十五方里で、人口は大正五年度の現在に於きまして二十一萬五千十五人と云ふ數でございます、然るに此大島郡は明治二十二年我帝國の各町村に町村制が實施されました際に當りまして、町村制の施行地として除外されたのでありまして、其後明治三十七年に至りまして、島根縣隱岐の國には町村制が實施になりました、其町村制なるものは幾分普通の町村制とは違ひまして、郡長及郡參事會の職權に屬する事項、島司縣參事會に屬する事項は縣知事之を行ふ事になつて居ります、而して彼の大島郡並に他の對馬小笠原島沖繩縣等には明治四十二年に至りまして島嶼町村制と云ふ一種特別なる町村制が實施になつたのであります、其制度の普通町村制と異りました所は、先程兒玉君より申上げました通り、其町村長が官選になつて居るのでありまして、而して又町村議員の選擧資格が一級二級と云ふ所の區別がないのでございます、此官選の町村長と云ふものが、必ずしも不適任なりと云ふことを極言する者ではございませぬけれども、町村民の民意を代表する所の村會に依つて選擧されました所の町村長と比較しますれば、其町村自治の進步發達を期する點に於きまして、其精神上に於て大なる差異がありますのみならず、又町村自治の性質上村政の圓滑を期すると云ふ點に於て、又大なる差點あるを免れないと信ずるのであります、申す迄もなく過去十數年に於ける我が帝國の國運の進展と云ふものは、實に著しいものでございまして、從つて此大島郡に於きましても、文物の進步發達と云ふものは、日に月に著しく、明治二十一年に普通町村制が內地に實施されました時代に較べますれば、天地宵壤の差があるのであります、先づ教育の方面から考へて見ましても、大正五年度に於きまして、小學校が百四校中學校農學校各一、それから其他乙種農學校とか實業補習學校、或は實科高等女學校等、各種の學校がございますけれども、此學校とても總ての希望者を收容することは出來ないので、多數の學生は鹿兒島を初めとし、東京其他の府縣に遊學して、中等教育を初め或は各種專門學校、帝國大學等に學び、或は既に學校を卒業して、或は故鄕に、或は他府縣に、或は海外に、種々な活動をして居る狀態で御座います、又產業の方面から考へて見ましても、各種の組織が出來まして其進步發達を企圖しつゝあります、先づ農業の方面から見ますると、町村農會とか郡農會とか、或は砂糖同業組合、砂糖販賣組合等、又水產業に於きましても水產組合、或は機業に於きましては大島紬同業組合と云ふやうなものが組織されまして、總て其專門事業に向つて進步發達を企圖して居ります、結果として、大島郡に於ける大正五年度一箇年間の生產高と云ふものは、實に一千九十三萬餘圓と云ふ巨額に達して居る狀態であります、以上概略申述べましたる通り、教育及產業上に於きましては、他と比較しまして左程遜色はないので、又納稅の義務或は兵役の義務を果す點に於きましても、何等遜色なきに拘らず、未だ以て町村制を實施ならぬと云ふことは、縣民一同の常に遺憾とする所であります、幸に諸君の御贊同と政府當局の御同意を得て、此大島郡に內地同樣の普通町村制を施行せられ國民の最も尊重すべき所の完全なる自治權が付與せらるゝことになりましたならば、郡民一同は大に發憤致しまして、益々町村自治に向上發展を期すべく努力することは本員確信して疑はない所であります以上は理由で御座いますが故に、どうか此建議案に御贊成を賜はらんことを切に希望致します。

○岩崎勳君　本案は先きの日程、即ち沖繩縣特別自治制撤廢に關する建議案特別委員に、合せて付託せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ないと認めます、仍て第十四の委員に併せて付託することに決しました、日程第十六は委員長より延期を申出ました。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　然らば延期致します、日程第十七乃至四十二は請願の特別報告なるを以て、例に依て一括して議題となし右委員長の報告を求めます

〔拍手起る〕

第十七　（特別報告第八十八號）飛越鐵道敷設速成の請願　（委員長報告）

第十八　（特別報告第八十九號）「ルベシベ」湧別線鐵道速成の請願　（委員長報告）

第十九　（特別報告第九十號）若松柳津間鐵道敷設の請願　（委員長報告）

第二十　（特別報告第九十一號）湖棚輕便鐵道速成の請願　（委員長報告）

第二十一　（特別報告第九十二號）岐阜富山間鐵道の敷設に關する請願　（委員長報告）

第二十二　（特別報告第九十三號）中央線中野八王子間鐵道電車併用の請願　（委員長報告）

第二十三　（特別報告第九十四號）元忠海稅務署復舊の請願　（委員長報告）

第二十四　（特別報告第九十五號）埼玉縣秩父郡名栗村を入間郡に編入の請願　（委員長報告）

第二十五　（特別報告第九十六號）埼玉縣秩父郡吾野村を入間郡に編入の請願　（委員長報告）

第二十六　（特別報告第九十七號）手取川治水費國庫支辨の請願　（委員長報告）

第二十七　（特別報告第九十八號）紙函製造業に對する工場法適用に關する請願　（委員長報告）

第二十八　（特別報告第九十九號）水難救護法中改正の請願外二件　（委員長報告）

第二十九　（特別報告第百十三號）水難救護法中改正の請願　（委員長報告）

第三十　（特別報告第百號）東京第一衞戍病院移轉の請願　（委員長報告）

第三十一　（特別報告第百一號）上湧別村に登記所設置の請願　（委員長報告）

第三十二　（特別報告第百二號）中込村橋場に區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）

第三十三　（特別報告第百三號）名寄町に區裁判所設置の請願　（委員長報告）

第三十四　（特別報告第百四號）醫師受驗資格認定に關する請願　（委員長報告）

第三十五　（特別報告第百六號）航空事業費國庫補助の請願　（委員長報告）

第三十六　（特別報告第百七號）無盡業法中改正の請願　（委員長報告）

第三十七　（特別報告第百十號　利根川架橋の請願　（委員長報告）

第三十八　（特別報告第百十一號）救育費國庫支辨の請願　（委員長報告）

第三十九　（特別報告第百十二號）藥草栽培補助獎勵の請願　（委員長報告）

第四十　（特別報告第百十六號）豐田下村手洗に三等郵便局設置の請願　（委員長報告）

第四十一　（特別報告第百十七號）保田村に三等郵便局設置の請願　（委員長報告）

第四十二　（特別報告第百十八號）川西村に

郵便局設置の請願　（委員長報告）

〔坂東勘五郎君登壇〕

○坂東勘五郎君　其後に於きましての請願委員會の審査の結果としまして、日程の順に依りまして例の通り簡單に報告を致します、日程第十七、飛越鐵道敷設速成の請願、十八「ルベシベ」湧別線鐵道速成の請願、十九、若松柳津間鐵道敷設の請願、二十頸城輕便鐵道速成の請願、二十一、岐阜富山間鐵道の敷設に關する請願、何れも鐵道の問題でありまして、地方の發展と共に物産の增殖に從て、運輸交通機關の必要を認めた次第であります、就中此岐阜富山間の鐵道敷設に關する請願中、此度岐阜より太田と申す所まで工事を起すことになりました、其間に關町と云ふ繁盛の都會でありまして、是非此關町なるものを經由して呉れと云ふ請願の趣意であります尤もの事でございまして、何れも採擇した次第であります、次は第二十二、中央線中野八王子間鐵道電車併用の請願、是は文字の通りに中野より八王子間の內の電車の併用を請願致して、出來ますれば便利な事として採擇致しました、第二十三、元忠海稅務署復舊の請願、從來稅務署の復舊は何れも理由ありとして採擇を致しました、第二十四、埼玉縣秩父郡名栗村を入間郡に編入の請願、第二十五、埼玉縣秩父郡吾野村を入間郡に編入の請願、是は何れも交通の便利に伴ひまして、此町村の分合をなしたいと云ふことで、當局に於きましても理由ある事と認めて居つて、調査を進めると云ふやうな答辯がありましたが、右の理由に據りまして是も採擇致しました、第二十六、手取川治水費國庫支辨の請願、是は各地方にもあります通りに、此手取川の治水事業は最も急を要することであるから、國庫の支辨を求めましたことで、採擇致しました、第二十七、紙函製造業に對する工場法適用に關する請願、一寸是は一言致したうございます、紙函製造業は御承知の殆ど手工的の家內工業に屬して居るものであります、故に此工業法から是等の種類のものは除外してあるのでありますが、然るに除外せられた單純なる性質のものも、一度動力機を併用する事になりますと、假令一馬力でも半馬力でも使ひますと、直に工場法の支配の下に立たなければならぬ、是等の性質の業務に對しましては、最も不便不利なる事を感じますが故に、此の如き單純なる家族工業とも申す種類のものは、工業法施行の上に於て、一の取除法を設けたいと云ふので、至極尤もと思ひますから採擇致しました、それから第二十九、水難救護法中改正――間違ひました、二十八、水難救護法中改正の請願、第二十九、水難救護法中改正の請願、是は同一のものでありまして、水難救護法に於きましては、漂著した土地に於て、其到著物の扱は町村役所に屬してあるが、種種なる弊害がある、不便でありますから之を警察の取扱にしたい、多年の經驗に依りました請願でありますから、尤もとして採擇することになりました、次は三十、東京第一衞戍病院移轉の請願、是は御存知の中央に在る今第一東京衞戍病院は、一面に皇居に接し一面には繁華の市街に接して居りますので、是等は病院を置くには適當ならずと云ふ理由で、之を適當の所に移して貰ひたい、其理由に依りまして採擇致しました、第三十一、上湧別村に登記所設置の請願、第三十二、中込村橋場に區裁判所出張所設置の請願、第三十三、名寄町に區裁判所設置の請願、何れも登記事務の增加に伴ひ裁判所の設置の必要を感じた次第で、其理由に依て採擇致しました。第三十四、醫師受驗資格認定に關する請願、三十九年醫師法の制定せられまして、試驗資格が中斷されて居ります、それ等の人に對して特別法を設けられたいと云ふことで、同情致す次第でありまして採擇することに相成りました、第三十五、航空事業費國庫補助の請願、是は一寸一言致したうございます、今時代の時勢の要求に伴ひまして、民間の航空事業を發達せしむる爲、之を奬勵することは今日の急務であります、故に陸海軍に於きまして民間の航空事業を歡迎し、且奬勵すると云ふ事を大なる聲で叫んで居るのであります、然るに一面に對し何等之に奬勵補助の方法も手續も立つて居りませぬ、誠に遺憾なる次第で、當局に對しまして種々折衝して、尙將來に於きまして此民間事業を助くべき方法に對して、十分の注意を與へ、本請願の如きは所を限り人を限り又金額も限つてありますが、此請願を採擇しました趣旨は、此の人並に此金額には限りませず、一般民間の航空事業を奬勵すべき意味に於て、此請願を採擇した次第であります、此事は併せて申述べ置きます、第三十六、無盡業法中改正の請願、此法は近代に新に出來ました法律でありまして、從來の慣行とは頗る撞著を致して、圓滿なる法の施行が屆きませぬ故に、二三の箇條を設けまして、無盡法中の改正を請願致して參りました譯であります、其請願を悉く採擇する譯には參りませぬが、兎も角にも、此法は何とか改正を致さねばならぬと云ふ意味に於きまして、之を採擇致した次第であります、第三十七、利根川架橋の請願、東京よりして日光に通ずる要所に當ります利根川の橋と云ふものが、唯今ございませぬが故に、橋を架けまして交通の便宜を圖ると云ふ事で、政府も之に對して多少の望を有して居るらしうございますので、採擇致しました、第三十八、救育費國庫支辨の請願、是は頗る八釜敷き問題になりましたが、御承知の行路病人の扱ひ、並に精神病者の扱ひが總て府縣の經濟に屬しましてあります、一箇年全縣下で六十萬圓ばかり支出して居ります、其中四十萬圓許りが東京府の負擔になつて居ります故に東京に於て國庫の是が費用の支辨を求めた次第で、是も特別委員まで置きまして、當局と折衝致しましたが、當局に於きましても、國庫支辨は出來ないが、國費よりして補助をすべき程度方法は近き將來に於て爲さうと云ふ言明がありました、其意味に於きまして、是も採擇を致しました、第三十九、藥草栽培補助奬勵の請願、醫療藥品を製造致しまするに、藥草の栽培が近來段々地方に行はれまして、輸出等にも段々增加を致して居ります、之を國費を以て支辨を致しまして、一面には農業の副業とし、一方には國庫の奬勵をすることは至極尤もなる請願でございまして、其意味に於て採擇を致しました、第四十、豐田下村手洗に三等郵便局設置の請願、第四十一、保田村に三等郵便局設置の請願、第四十二、川西村に郵便局設置の請願、何れも通信機關の必要を感じまして、此郵便局設置の請願、理由ありと認めまして審査の結果採擇する事に相成りました、本日は是で終りに致します。

特別報告第八十八號

意見書

請願文書表第四七四號

飛越鐵道敷設速成の請願　富山縣射水郡新湊町長宮林立作外一名呈出（紹介議員上埜安太郎君外一名）

右請願の要旨は富山縣下伏木港は裏日本海に於ける唯一の完備せる開港場にして貨客の集散夥しきに拘らす陸上連絡機關は僅に私線中越鐵道を有するに過きす是れ同港の利用に依る地方經濟の發展を期する上に於て將又國防上より見て遺憾に堪へす依て速に臨港線たる伏木港右岸の新湊町を經點とし小杉驛又は富山驛に連絡する飛越鐵道を速成せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第八十九號

意見書

請願文書表第四七五號

「ルベシベ」湧別線鐵道速成の請願　北海道紋別郡上湧別村字生野東四線二百七十八番地平民農須見勝三郎外二百二十七名呈出（紹介議員東武君）

右請願の要旨は北見國は北海道の寶庫にして氣候適順地味肥沃近時禾穀の產出激增し殊に山海の利源豐富にして其の產額の饒多なる實に想像の外に在り然るに海に良港なく陸に鐵道の設備完からす利源開發上遺憾尠からす依て石狩國「ルベシベ」より北見國湧別線に達する鐵道敷設を大正十年度より著手し尙湧別線への聯絡驛を速に決定せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第九十號

意見書

請願文書表第五二二號

若松柳津間鐵道敷設の請願　福島縣河沼郡坂下町長田村利貞外四十七名呈出（紹介議員八田宗吉君）

右請願の要旨は福島縣下會津若松驛より越後街道の要衝たる坂下町を經て柳津村に至る延長十七哩の沿線地方は會津平野の主要部分に屬し交通機關の完備を要望すること多年なり而して大正五年に至り漸く輕便鐵道敷設の企畫ありしも未た之か實施を見る能はす爲に該地方の不便は固より御藏入地方一帶の產業開發上又は林鑛產の無盡藏なる只見川沿岸及金山谷地方の遺利啓發上遺憾尠からす依て速に前記若松驛より坂下町を經由し柳津村に

達する鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第九十一號

意見書

請願文書表第六七八號

瀨棚輕便鐵道速成の請願　北海道瀨棚郡東瀨棚村字丹羽三番地士族農丹羽五郎外二千三百五十二名呈出（紹介議員吉田三郎右衞門君外四名）

右請願の要旨は北海道後志國瀨棚太櫓奥尻久遠の四郡は同道の西南部に位し面積九十一方里農漁林鑛諸産物の産出年額四百五十萬圓に垂むとし其の他の貲利無盡なるに拘らす陸上交通の便を缺き剩へ海路風波高く瀨棚港の設備全からすして是等富源を開發するに由なく國家經濟上の遺憾是より大なるはなし而も瀨棚地方より函樽鐵道線に至る間の工事は比較的容易にして政府亦既に實測を了せり依て速に瀨棚村會津町より國縫線若は八雲線を經て函樽鐵道線に達する輕便鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第九十二號

意見書

請願文書表第二六五號

岐阜富山間鐵道の敷設に關する請願　岐阜縣武儀郡關町長西尾一二外七名呈出（紹介議員西田銀吉君外一名）

右請願の要旨は岐阜富山間飛驒縱貫鐵道は今や其の一部岐阜高山間の工事に著手せむとし之か完成の曉には岐阜縣下貨客の四分の一以上は其の恩惠に浴すへし而して是等貨客集散の中心地點は武儀郡關町たるへきは衆目の視る所なり然るに据近各務ヶ原に航空隊設置の結果軍事上の要求より該鐵道線路を同所に迂廻せしむるに至るへきは已むを得すと[illegible]爲に前記の如き重要なる關町を閑却せらるゝか如きことあらは甚た遺憾に堪へさる所なり依て岐阜高山間鐵道線路は必す關町を經由せしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第九十三號

意見書

請願文書表第七〇一號

中央線中野八王子間鐵道電車併用の請願　東京府八王子市明神町二十六番地公吏柴田榮吉外四百七十二名呈出（紹介議員村野常右衞門君）

右請願の要旨は東京市郊外西北方面は地勢上居住に適し市民の轉住するもの逐年增加し其の發展潤目すへきものあり而して該方面唯一の交通機關たる中央線は國分寺驛に於て川越線に立川驛に於て青梅線に連絡し貨客從て多し又八王子は府下唯一の都會にして織物の産地たるを以て旅客の交通物資の運輸頻繁なるに拘らす本線の電車併用區間は中野以西に及はさるか爲該地方民の不便尠からす依て更に中野八王子間に電車を併用し發著回數の增加と相俟て往復時間の短縮を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第九十四號

意見書

請願文書表第七五三號

元忠海稅務署復舊費の請願　廣島縣豐田郡佐求崎村長天野禮次外四十一名呈出（紹介議員望月圭介君）

右請願の要旨は廣島縣下元忠海稅務署は明治三十九年廢止せられたるも其の舊管轄區たりし豐田郡は四十六箇町村人口十三萬餘を包容し縣下有數の大郡にして直接國稅を納むること二十一萬餘圓に達し納稅額に於ては優に他の數郡に相當せり從て同郡の外他の一市二郡を管轄する尾道稅務署は事務繁劇なるのみならす其の位置管轄區域中東南隅に偏在する爲遼隔せるものは往復三日を要し住民は勿論納稅に關する町村役場の事務上不利不便甚大なりとす依て前記豐田郡を管轄する元忠海稅務署を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第九十五號

意見書

請願文書表第四六三號

埼玉縣秩父郡名栗村を入間郡に編入の請願

埼玉縣秩父郡名栗村大字上名栗三十七番地平民農平沼源一郎外四百九十五名呈出（紹介議員粕谷義三君外一名）

右請願の要旨は埼玉縣秩父郡名栗村は秩父郡の管内に在りと雖地勢及其の他の關係上入間郡に屬せしむるを便益多大なりと認む依て前記名栗村を入間郡に編入せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第九十六號

意見書

請願文書表第四六四號

埼玉縣秩父郡吾野村を入間郡に編入の請願

埼玉縣秩父郡吾野村大字高山七番地平民農岩田市平外六百三十七名呈出（紹介議員粕谷義三君外一名）

右請願の要旨は埼玉縣秩父郡吾野村は秩父郡の管内に在りと雖地勢上其の他の關係上入間郡に屬せしむるを便益多大なりと認む依て前記吾野村を入間郡に編入せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第九十七號

意見書

請願文書表第七二〇號

手取川治水費國庫支辨の請願　石川縣金澤市長町四番町十九番地士族石川縣會議長辯護士西永公平呈出（紹介議員中橋德五郎君外五名）

右請願の要旨は石川縣下手取川は北陸著名の河川にして源を白山に發し美川町にて日本海に注き流路二十餘里水流急なるのみならす土砂の流出夥しきを以て沿川地方は比年洪水に苦しめらるゝ爲之か治水工事には既に幾多の勞費を投し更に大正元年に於て根本的治水計畫を立て其の經費は主として地方費支辨と爲したるも是れ他の治水事業に多大の負擔を爲し居る縣民の堪へ難き所とす依て治水事業の完成と縣民負擔の輕減を期する爲前記手取川治水費を國庫支辨と爲されたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第九十八號

意見書

請願文書表第七一四號

紙函製造業に對する工場法適用に關する請願

大阪府大阪市西區靱上通二丁目三十八番地大阪紙函製造同業組合長加茂庄太郎呈出

（紹介議員金澤仁作君）

右請願の要旨は紙函製造業は操業上毫も危險と害毒とを伴はさるに偶小動力を使用するときは工場法の適用を受け之を使用せさる者と其の取扱を異にせらるゝは當業者の苦痛とする所なるのみならす幼稚なる該業の發展を阻害するものなるを以て「但し紙函製造業者は其の工場に於て原動機使用場と手工部との區劃を爲すときは手工部は之を除外す若し原動機を使用せさるとき亦同し」との趣旨を以て工場法第一條第一項又は同法施行令第一條を改正し紙函製造業者に對する工場法適用を除外せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第九十九號

意見書

請願文書表第六九一號

水難救護法中改正の請願　北海道小樽區稻穗町西八丁目一番地木材業加藤忠五郎外三十一名呈出（紹介議員寺田省歸君外一名）

同　第七一〇號

同上　京都府京都市御幸町通松原下ル須濱町二十四番地平民材木商田中庄三郎外二十九名呈出（紹介議員森田茂君）

同　第七四三號

同上　靜岡縣庵原郡辻村一千六十一番地平民

材木商橋本馬吉外三十名呈出(紹介議員尾崎元次郎君)

右請願の要旨は海上風波又は河川洪水の爲に漂流せし木材に付ては明治三十二年法律第九十五號水難救護法に依り沿岸地方に於て拾得したる漂流木材は到著地の町村役場に於て之か取扱を爲すへき規定なるも右は實際上所有者に不利多くして往々非常の損害を蒙ることあり依て水難救護法を改正し其の取扱を警察署に移し遭難者を保護せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百十三號

意見書

請願文書表第七七七號

水難救護法中改正の請願　靜岡縣志太郡島田町八百七十二番地平民商天野儀外四十三名呈出(紹介議員小泉策太郎君)

右請願の要旨は海上風波又は河川洪水の爲に漂流せし木材に付ては明治三十二年法律第九十五號水難救護法に依り沿岸地方に於て拾得したる阿流木材は到著地の町村役場に於て之か取扱を爲すへき規定なるも右は實際上所有者に不利多くして往往非常の損害を蒙ることあり依て水難救護法を改正し其の取扱を警察に移し遭難者を保護せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百號

意見書

請願文書表第七〇七號

東京第一衞戍病院移轉の請願　東京府東京市麴町區土手三番町三十四地平民出版業久保三友外三十二名呈出(紹介議員鈴木梅四郎君外三名)

右請願の要旨は東京第一衞戍病院は東京市麴町區隼町に在りて敷地二萬九千坪を擁し東は宮城に面し西南北は街衢に接する爲附近一帶の繁榮を阻碍すること大なるのみならす傳染病室の設備を缺くを以て一般衞生の保障上影響尠しとせす且同所は該病院として地域既に狹隘を告くるのみならす其の電車線路に接近せることも亦缺點の一たるを失はす故に之を移轉し該敷地を街路及住宅地に供用せむか同方面の繁榮を招致し土地整理の一端とも爲り一擧にして多大の利益を得るの結果を生すへし依て前記東京第一衞戍病院を他に移轉せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百一號

意見書

請願文書表第七五二號

上湧別村に登記所設置の請願　北海道紋別郡上湧別村平民農鈴木峰次外四百三十名呈出(紹介議員小池仁郎君)

右請願の要旨は北海道紋別郡上湧別村は人口一萬五千餘民有地積二萬三千町歩を算し猶未開墾地の近き將來に開拓せらるへきもの多く殊に近時拓殖及產業の發展と共に登記事務の劇增を見今や同郡全部を管轄する紋別登記所取扱件數の過半を占むる狀況なり且之に下湧別村の分をも加へむか其の件數は更に增大すへし然るに同村より所轄登記所に至るには八里乃至二十六里餘の里程を有し住民の不利不便尠からす曩に屢請願し每に採擇を得たり依て前記上湧別村に登記所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百二號

意見書

請願文書表第七五八號

中込村橋場に區裁判所出張所設置の請願　長野縣南佐久郡中込村長市川忠治郎外二名呈出(紹介議員工藤善助君)

右請願の要旨は長野縣南佐久郡野澤町前山村岸野村櫻井村中込村平賀村内山村は岩村田區裁判所臼田出張所の管轄に屬し大正四年に於ける登記件數は二千二百四十九を算せしも同出張所は二箇町十五箇村の廣汎なる區域を管轄し從て事務繁劇の爲自ら其の澁滯を來し兩三日を費さゝれは一登記用務を辨する能はさる狀態にして住民の不利不便尠からす而して曩に當局よりの內示もありたる所なるを以て前記町村を管轄する區裁判所出張所を南北佐久郡交通の要衝たる中込村字橋場に設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百三號

意見書

請願文書表第七四七號

名寄町に區裁判所設置の請願　北海道上川郡名寄町字名寄太畑千七百四番地平民農業木原太三治外三百五十名呈出(紹介議員東武君)

右請願の要旨は北海道上川、中川の兩郡は同道北半の中央郡を占め其の面積二百七十二方里人口七萬有餘を包容し近時其の發展著しく年年產出する重要生產物のみにても其の價格一千萬圓に垂むとす從て之に伴ふ商取引其の他人事に關する訴訟事件亦益繁多を加ふるに遠距離なる旭川區裁判所の管轄に屬する爲地方住民の不利不便尠からす而して紋別(上湧別下湧別二箇村を除く)枝幸の兩郡亦同しく所轄區裁判所に遠きを不便と爲すの事情を有し近距離なる一區裁判所の所屬たるを要望すること切なるものあり依て該地方の樞要地にして宗谷澤の中央に位し名寄線の分岐點たる名寄町に區裁判所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百四號

意見書

請願文書表第四二九號

醫師受驗資格認定に關する請願　神奈川縣橫濱市青木町四十四番地平民無業金井由一外十六名呈出(紹介議員伊東知也君)

右請願の要旨は明治三十九年五月改正の醫師法に依り大正五年九月限り醫師受驗資格を失ひたる醫學生は醫術開業前期及後期學說試驗合格者たるも永久醫師たるの素志を達する能はさるに至れり而も長年月間醫學修業に沒頭せる爲他に適業を得るに由なく失望困憊を極め其の影響は一身より一家眷屬に及ひ實情憐憫たるものあり依て之を救濟する爲醫術開業試驗前期學說合格者には新醫師試驗科目中第一部の內生理、解剖(組織學を含む)二學科を省略し後期學說合格者には第四部臨床實地試驗のみを受け得る受驗資格を與へられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百六號

意見書

請願文書表第六九八號

航空事業費國庫補助の請願　東京府豐多摩郡澁谷町字中澁谷六百七十九番地平民私立中央飛行學校代表者馬結駿太郎呈出(紹介議員兒玉亮太郎君外五名)

右請願の要旨は我か國航空事業の發達せさるは國防上遺憾とする所にして斯界の進步に貢せむか爲中央飛行學校を設立したるも資力乏しく經營困難なり依て該校經費に對し大正七年度より九年度まて年額金十萬圓を國庫に於て補助し之か完成を期せしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百七號

意見書

請願文書表第八一一號

無盡業法中改正の請願　東京府東京市小石川區丸山町一番地平民無盡業協會專務理事宮下定次郎外四名呈出(紹介議員川原茂輔君)

右請願の要旨は無盡業法は其の發布後の經驗に依れは時代の進運と共に漸く營業化したる現今の無盡組織に對し不適當なる點多く實施上困難尠からす爲に斯業の發達を阻害し當業者の苦痛とする所大なり依て速に現行無盡業法を請願書列記の如く改正せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百十號

意見書

請願文書表第八三三號

利根川架橋の請願　茨城縣猿島郡古河町長鷹見銈吾外三十七名呈出（紹介議員齋藤珪次君外七名）

右請願の要旨は東京及日光陸羽間交通の要路たる國道は茨城縣新郷村中田と埼玉縣栗橋町との間に於て利根川に横斷せられ其の連絡は僅に民營渡船に依るのみなり之を偶該川を江戶城防禦の外濠たらしむる爲架橋を禁したりし德川時代の遺制たるに過きすして現時に於ては其の必要なきのみならす之か爲洪水強風に際しては勿論平時に於ても交通運輸を障碍せらるゝこと甚しく軍隊輸送等に當ては僅々馬匹五六十頭の通過に約七時間を要し自動車の如きは概ね上流六里の川俣橋を迂回するを常とす而も今や利根川改修工事成りて水路狹小せられたるに反し兩岸の泥砂地は約二百間に擴大せられたる爲人馬の通行上の不利不便は更に其の度を增し殊に降雨時の困難に至ては名狀するに堪へす而して前記箇所の如き重要なる國道縱斷河流に架橋設備なきは全國稀に見る所にして地方住民は固より軍事上國家交通政策上遺憾とする所大なり依て速に國家事業として茨城縣新郷村中田と埼玉縣栗橋町との間に於て利根川に橋梁を架設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百十一號

意見書

請願文書表第五三三號

救育費國庫支辨の請願　東京府東京市四谷區谷町二丁目二十八番地平民會社員星野佐昭外四十五名呈出（紹介議員關直彥君外十五名）

右請願の要旨は救育費（行旅病人及死亡人並精神病者救護費）は法律に於て其の取扱府縣の負擔と爲す旨規定せられたる結果東京府は他の府縣に比して大に其の事情を異にするを以て爾來年々巨額の該費用を支辨し來り極めて偏重苛酷なる狀態に在り之を以て東京府會は該費用は國庫支辨と爲すの適當なるを認め十數年來內務大臣に意見書を呈出し陳情哀訴する所あり又往年衆議院に之か請願を爲し採擇せられたるも尙其の目的を達するに至らす東京府か國家的事業に對し獨り巨額の負擔を爲すは府民の苦痛とする所なり依て速に救育費を國庫支辨に移されたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百十二號

意見書

請願文書表第七八〇號

藥草栽培補助奬勵の請願　東京府北豐島郡巢鴨町千七百八十一番地士族大日本藥草栽培奬勵會專務理事日下眞佐市呈出（紹介議員望月圭介君外一名）

右請願の要旨は醫療藥品の大部分は藥用植物を原料として製造するものにして殊に歐洲戰亂の爲藥品の輸入杜絕し藥草栽培の奬勵を最緊要ならしめたり而も藥草栽培のことたる我か國農家の副業として最適當せるを以て之か保護奬勵宜しきを得は現在の輸出は益之を增加し輸入は其の過半を減少し得へきは必然なり然るに政府は醫藥品製造業者に對し補助政策を執るに拘らす藥草栽培に對しては毫も顧る所なきは遺憾に堪へす昨年臨時藥草調査會の計畫に係る國立藥草園の設置の如き巨費を投せむよりは之を轉用して藥草栽培奬勵の資に充つるに如かす依て速に藥草栽培法を制定し「コカ」「キナ」等の如き移植困難なるものも尙ほ我か國內にて之を栽培發育せしめ又海外南米、南洋等に於て多量の生產を爲したるもの或は藥用植物に代用すへき優良種を研究發見應用するに至らしめたる者等を第一位とし「ホップ」等の如き從來我か國生產額の少なきものゝ產出を增加し又は其の代用品を發見應用したる者等を第二位とし除蟲菊等の如き從來多量に生產し內外に需要多きものを益發展せしめたる者を第三位とし是等栽培者研究者並製造者に對し相當の補助を下附せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百十六號

意見書

請願文書表第二七一號

豐田下村手洗に三等郵便局設置の請願　山口縣豐浦郡豐田下村長松井修三呈出（紹介議員渡邊祐策君）

右請願の要旨は山口縣豐浦郡豐田下村は村內に一市街を成せる部落を有し且小月、西市間輕便鐵道停車場の所在地にして該地方人民は總て此の地に來集し將來益繁盛ならむとす從て郵便事務多きに拘らす一里餘を隔つる西市郵便局に至らさるへからすして村民の遺憾とする所なり依て前記豐田村大字手洗字下飯塚に三等郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百十七號

意見書

請願文書表第六九三號

保田村に三等郵便局設置の請願　和歌山縣有田郡保田村大字山田原二百十九番地會社員御前喜八郎外二十名呈出（紹介議員岡崎邦輔君外三名）

右請願の要旨は和歌山縣有田郡保田村は古來紀州蜜柑の本場を以つて聞え又同村山田原は我か國唯一の除蟲粉製造地たり而も近時商工漁業の發達著しく爲に郵便事務亦甚た繁多にして箕島局に託する特殊郵便物のみにても一年九千箇以上に上るの狀況なり然るに之れ皆一里を隔つる前記箕島局或は絲我局に於て處辨せさるへからすして產業の發達上不便甚し依て前記保田村に三等郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百十八號

意見書

請願文書表第七五九號

川西村に郵便局設置の請願　奈良縣磯城郡川西村長片岡傳一郎呈出（紹介議員中山梅治郎君）

右請願の要旨は奈良縣磯城郡川西村は人口五千を超え商工業者頗る多く通信事務繁多にして其の敏速を要するに拘らす一里餘を隔て且其の所在地とは行政區劃を異にする二階堂局に屬し不便尠からさるに依り隣接三宅村を管區とし前記川西村に郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

○議長（大岡育造君）　委員長の報告に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ何れも採擇する事に決しました。本日は是にて散會致します、諸君の御勉强を多と致します。

午後六時四十四分散會

○大正七年三月十四日（木曜日）

午後一時十八分開議

議事日程　第二十二號

第一　海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案（政府提出）　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　徵兵令中改正法律案（政府提出、貴族院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第四　特許法中改正法律案（田中隆三君外一名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第五　商標法中改正法律案（田中隆三君外一名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第六　意匠法中改正法律案（田中隆三君外一名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第七　實用新案法中改正法律案（田中隆三君外一名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第八　名古屋太田間鐵道速成に關する建議案（三輪市太郎君外六名提出）

第九　日本體育會國庫補助に關する建議案（江藤哲藏君外十五名提出）

第十　勞働保險法制定に關する建議案（上村耕作君外一名提出）

第十一　中越鐵道買收に關する建議案（廣瀨鎭之君外二名提出）

第十二　愛媛縣今治港開港に關する建議案（河上哲太君外四名提出）

第十三　大阪市特別市制制定に關する建議案（米田穰君外十五名提出）
第十四　北海道拓殖完成に關する建議案（小池仁郎君提出）
第十五　倭姫命奉記に關する建議案（天春文衛君外八名提出）
第十六　神戸市内鐵道改良急施に關する建議案（坪田十郎君外二名提出）
第十七　山田琴平間鐵道建設に關する建議案（十八名提出）（佐竹眞治君外）
第十八　葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案（高田耘平君外一名提出）
第十九　久留米大分間鐵道建設に關する建議案（元田肇君外三名提出）
第二十　鐵道建設に關する建議案（根本正君外五名提出）
（委員長報告）

○議長（大岡育造君）諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一政府より提出せられたる議案左の如し
海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案
（第二號）大正七年度歳入歳出總豫算追加案
（第三號）大正七年度歳入歳出總豫算追加案
（第二號）大正六年度歳入歳出總豫算追加案
（第二號）臨時軍事費豫算追加案
（特第一號）大正七年度各特別會計歳入歳出豫算追加案
（追第二號）豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件
朝鮮銀行法中改正法律案
一議員より提出せられたる議案左の如し
久留米大分間鐵道建設に關する建議案
提出者　元田　肇君　松田　源治君
一宮房治郎君　大藪房次郎君
衛生行政の中樞機關擴大に關する建議案
提出者　金杉英五郎君　八木　逸郎君
伊東　重君　山根　正次君
土屋清三郎君　齋藤　壽雄君
行德　健男君　中村　靜興君
土谷　全次君　齋藤　紀一君
佃　安之丞君　大林森次郎君
秋山　金也君　河野　徹志君

我如古樂一郎君
福井縣三國港築港に關する建議案
提出者　熊谷五右衛門君　柳原九兵衛君
松井文太郎君　横井藤四郎君
今井　七平君
信越線碓氷鐵道改良に關する建議案
提出者　小川　平吉君　工藤　善助君
小田切磐太郎君　百瀬　清治君
諏訪部庄左衛門君　南澤宇忠治君
米田　穰君
特許法中改正法律案委員長報告に對する修正案
提出者　岩崎　勳君
商標法中改正法律案委員長報告に對する修正案
提出者　岩崎　勳君
意匠法中改正法律案委員長報告に對する修正案
提出者　岩崎　勳君
實用新案法中改正法律案委員長報告に對する修正案
提出者　岩崎　勳君
水產教育振興に關する建議案
提出者　奥田　龜造君　廣瀬　鎭之君
關矢儀八郎君　唐端清太郎君
鵜澤　宇八君　佐々木平次郎君
自動車運轉の責任に關する法律案
提出者　高木益太郎君
一貴族院は本院の送付に係る左の議案に對し承諾することを議決したる旨同院より通牒を受領せり
戰時船舶令（承諾を求むる件）
一貴族院は本院の送付に係る左の議案に對し第二讀會を開かさることを議決したる旨同院より通牒を受領せり
未成年者飮酒取締に關する法律案（本院提出）
一議院より提出せられたる質問主意書左の如し
地方長官の府縣制蹂躪に關する質問主意書
提出者　鈴木富士彌君
外國共同居留地域内に於ける取引所設置認可に關する質問主意書
提出者　森　田　茂君　齋藤　隆夫君
救貧行政に關する質問主意書
提出者　横山勝太郎君
一提出者より撤回せられたる質問主意書左の如し

都市經營政策に關する質問主意書（高松正道君提出）
一政府より受領したる答辯書左の如し
大正七年三月十三日
内閣總理大臣伯爵寺内正毅
衆議院議長大岡育造殿
衆議院議員長田桃藏君提出石炭市價調節に關する質問に對し別紙答辯書差進候
（別紙）
衆議院議員長田桃藏君提出石炭市價調節に關する質問に對する答辯書
一石炭業の現狀に於ては石炭業者か今日の石炭市價に依り不當の利潤を收めつゝありと認むる能はす
二政府に於て軍事及經濟事情の變化に應し特殊の炭價調節策を行ふの必要ありと認むるときは速に機宜の措置を執るへしと雖石炭業の現狀に於ては未た斯の如き調節策を實行するの必要ありと認めす尙船腹の充實を期し鐵道輸送の圓滑を圖る等石炭の需給の不衡平を防遏し以て炭價の暴騰を抑止せんか爲現に深甚の注意を拂つゝあり
右及答辯候也
大正七年三月十二日
農商務大臣仲小路廉
〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に揭載す〕
一去十二日辭任したる常任委員左の如し
第一部選出決算委員　本　間　三郎君
第九部選出決算委員　井戸　文四郎君
第四部選出懲罰委員　横山　金太郎君
第七部選出請願委員　大森　與三次君
一去十二日常任委員補闕選擧の結果左の如し
第九部選出
決算委員毛里保太郎君（奥田龜造君補闕）
一去十二日鐵道建設に關する建議案委員會理事補闕選擧の結果左の如し
鐵道建設に關する建議案
理事石射文五郎君（理事河野正義君補闕）
一去十二日北海道鐵道完成に關する建議案委員松永安左衛門君辭任に付其補闕として松永誠之君を、同案委員中川幸太郎君辭任に付其補闕として伊東知也君を孰れも議長に於て選定せり
一去十二日議長に於て選定したる委員左の如し
東京市區改正條例中改正法律案外一件
漆　昌　巖君　米田　穰君
坪田　十郎君　木村　政次郎君
鳩山　一郎君　磯部　尚君
長田　桃藏君　井坂　光平君
金澤　仁作君　河野　徹志君
高木　正年君　黑須　龍太郎君
横田　孝史君　柴安　新九郎君
戸井　嘉作君　森田　茂君
小川　鄕太郎君　高木　益太郎君
臺灣銀行法中改正法律案外一件
中村　啓次郎君　小林　源藏君
兒玉　亮太郎君　吉原　正隆君
高橋　嘉太郎君　藤野　正年君
牧山　耕藏君　諏訪部庄左衛門君
尾崎　敬義君　柵瀨　軍之佐君
河西　豐太郎君　杉山　東太郎君
櫻井　兵五郎君　小西　和君
近藤　慶一君　中川　隣之輔君
西村　丹治郎君　湯淺　凡平君
平町小名濱間鐵道建設に關する建議案
高岡　唯一郎君　堀切　善兵衛君
小川　藏次郎君　齋藤　紀一君
北井　波治目君　半谷　清壽君
久須美　東馬君　川村　精之君
近藤　達兒君
沖繩縣特別自治制撤廢に關する建議案外一件
奥田　榮之進君　三輪　市太郎君
小田切磐太郎君　兒玉　好熊君
中村　靜興君　護得久　朝惟君
平山　岩彥君　我如古樂一郎君
土井　權大君
一昨十三日常任委員補闕選擧の結果左の如し
第一部選出
決算委員上島長久君（本間三郎君補闕）
第四部選出
懲罰委員井戸文四郎君（横山金太郎君補闕）
第七部選出
請願委員西川太治郎君（大森與三次君補闕）
第九部選出

決算委員横山金太郎君（井戸文四郎君補闕）

一昨十三日北海道鐵道完成に關する建議案委員會理事補闕選擧の結果左の如し

北海道鐵道完成に關する建議案

理事松本誠之君（理事松永安左衞門君補闕）

一昨十三日狩獵法改正法律案委員岡部次郎君、古屋慶隆君辭任に付其補闕として川村淳君、山田正年君を議長に於て選定せり

一昨十三日委員長及理事互選の結果左の如し

東京市區改正條例中改正法律案外二件委員會

委員長 漆昌巖君

理事 鳩山一郎君 黑須龍太郎君 金澤仁作君 小川郷太郎君

臺灣銀行法中改正法律案外一件委員會

委員長 中村啓次郎君

理事 杉山東太郎君 尾崎敬義君 湯淺凡平君

平町小名濱間鐵道建設に關する建議案委員會

委員長 高岡唯一郎君

理事 近藤達兒君

沖繩縣特別自治制撤廢に關する建議案外一件委員會

委員長 奧田榮之進君

理事 我如古樂一郎君

○議長（大岡育造君） 新に議席に著かれたる議員があります、其氏名を讀上げましたる時は起立を望みます、岐阜縣郡部選出議員武藤嘉門君。

〔武藤嘉門君起立〕

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 是より會議を開きます、御諮り申すことがあります、第五部選出請願委員南里琢一君、右請願委員辭任の申出があります、許可して御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ之を許可します、五部の諸君は速に補闕選擧を行ひ、議長迄御屆あらんことを望みます、議事の進行に關し伊東知也君より發言の請求があります、之を許可致します、伊東君。

〔伊東知也君登壇〕

○伊東知也君 議事の進行に付きまして一言申述べたいと思ひます、諸君の御承知の通り私は嚢に、東三省即ち滿洲方面に於ける排日思想の瀰蔓劇甚を極めるに付て、政府に質問を致したのであります、それに對する外務大臣の答辯書は不得要領を極め、甚だ不徹底でありますから、引續いて質疑を致したのであります、それは諸君も御承知のことでございますが、外務大臣は其答辯に於て私の質問に對して、事實のある點は調査中であるから能く調べた上に返答をすると云ふことで、此壇を引下つたのであります、然るに今日に及んで最早十日にもなるに拘らず未だ其答辯書も出なければ答辯もしないのである、私は當局の甚だ怠慢なることを疑ふ者であります、（「議事進行に關係がありませぬ」と呼ふ者あり）議事の進行に大に關係がある、斯の如き重大なる問題を當局が怠慢に付すると云ふことは、本會議の進行を妨害する、對外の關係を吾々が定める上に非常な進行上差支を來すのであります、政友會の幹部とも目せらるる方が、さう云ふ頭では甚だ御氣の毒であります、然るが故に此重大問題を閑却して居つたならば、今日西伯利亞出兵とか云ふ重大案件は、此排日熱と聯關して居る、政府の答辯如何に依つては吾々は多少の覺悟をしなければならぬ、政府が打解けて教へて吳れと云へば此方から教へて上げても宜しい、然るに何とも膿んだとも潰れたとも言はれぬ此約二週間に亘つて默つて居られると云ふことは、甚だ怠慢の次第と思はれます、一昨日の一宮君の御質問にもあるが如く、日支協約は今日殆ど役に立つて居らぬ、其後私が此排日熱に對する質問を發したと云ふことが、滿洲方面に響いて頻々として排日熱の注進が私の所に來るのであります、併ながら是は旅行を妨害されたとか、或は色々の迫害を受けたとか云ふことの事件が澤山ある、けれども斯かる細かな事件は私は此席に於ては議事の進行であるから、成るべく簡單に申上げますが、重なる事件、所謂日支協約に於ける所の商租の如きは、殆ど今日成立して居らぬ、實行することが出來ぬのであります、私の友人の寄越して居る所の報告に依りますると、滿洲に於ける日支合辨で經營して居る事業の如きもの殆ど迫害されて何の役にも立たぬと云ふことを申して居ります、茲に其報告がございますから、是は速記に載せて戴いて、茲に永く諸君の御迷惑を掛けないことに致しますが（「有難たう」と呼ふ者あり）實に滿洲に於ける排日熱は、外務大臣の答辯に依れば、決して全體でないと言ひますけれども、殆ど滿洲全體に亘つて排日熱が激甚を極めつつあるのであります、之を此儘棄てて置いたならば、今度の出兵云々など全然問題にならぬ、先づ東三省排日の善後策をどうするかと云ふことに論及しなければならぬ此重大問題の答辯を政府より一日も早く得なければ議事の進行に重大な關係があるから、茲に議事の進行に付て質問を試みる次第であります。

〔參照〕

排日の事實

小生昨大正六年五月二十八日以來日支合辨（資金全部小生出資而して利益分配は折半なり）を以て吉林省伊通縣屬沙河子炭山（南滿鐵道昌圖停車場より一里の處）を經營しあり而して此間同縣民十七名を事務員に採用して一人に對し十圓より二十五圓の給料を與へ又村中の舊家にして以前炭坑業に關係し無經驗の結果多大の損害を招き祖先傳來の田地を入質し已に流質に至らんとする五軒の者等に無利子にて金七千餘圓を貸與し之を受出さしめ以て彼等五十餘名の生活を安穩ならしめ又村中の細民にして結氷中働くに道なき三十餘名を同山に在る小生所有の家屋内に收容し毎日食を給して饑を免れしめ尚同山に元看護長たりし者を居住せしめ縣民の病者に施藥をなして疾苦を癒せしむる等之を扶助し之を啓發し以て聊か日支親善に努力し來り該地方民は多大の敬意を以て小生を待し合辨者は義俠の好意と資金の豐富を見て深甚の信頼を小生に拂ひて圓滿に鑛業を進行しつつありたり

大正七年二月二十八日午前伊通縣保衞團長劉慶昌は書記許貫山並に兵士十五名を引卒し來山し日本人の居宅（小生の所有家屋）に闖入し伊通縣知事鄭慶餘か日本人に對し尅日離山の命令書を技師石塚清象、河野通定、綾野電音に示し日本人全部即刻退去すへしと威嚇強要すること三時間の永きに及へり

右は昌圖日本警察に屆置きたり排日も茲に至りて形容すへき筆や言語に窮し申候

大正七年三月九日

本庄波衞㊞

○議長（大岡育造君） 日程第一、海軍に於て海軍の採炭所の石炭買入に關する法律案の第一讀會を開きます――勝田大臣。

第一 海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案（政府提出） 第一讀會

海軍ニ於テ海軍採炭所ノ石炭ノ買入ニ關スル法律案

海軍ニ於テ海軍採炭所ヨリ石炭ヲ買入ルル場合ニ於テハ前金拂ヲ爲スコトヲ得

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣（勝田主計君） 唯今議題に上つて居ります案は御承知の如く、海軍の採炭所は明治四十年度より致して、特別會計として成立つて居るものであります、而して當時是が運轉資金として十萬圓と云ふものを限定を致して居るのであります、然るに今日の場合同所に於きまする所の石炭の產額、是が非常に巨額に上り、隨つて其經費も當初よりは三倍以上に上つて居ると云ふことでありますので、此十萬圓の運轉資本を以ては、採炭所の其經費を圓滑ならしめることが出來ませぬのであります、それ故に今回は其生產品に對して前拂をすると云ふことに致したいと思ふのであります、斯く致しますと此採炭所に於ける經費の圓滑を期することが出來ますでございますので、何卒御審議の上協贊を與へられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君） 日程第二、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勲君 委員の數を九名とし議長に於て指名あらんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ないと認めます、仍て本案は議長指名九名の委員に付託することに決しました。

○岩崎勲君 議事日程變更の緊急動議を提出致します、即ち政府提出朝鮮銀行法中改正法律案の第一讀會及其議案を審査すべき委員の選擧を議題とし、其審議を進められんことを希望致します。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、即ち日程を變更して朝鮮銀行法中改正法律案の第一讀會を開きます。

朝鮮銀行法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

朝鮮銀行法中改正法律案

(本案は本卷一三三頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く)

○議長(大岡育造君) 勝田大藏大臣。

〔國務大臣勝田主計君登壇〕

○國務大臣(勝田主計君) 朝鮮銀行法中改正法律案の主要なる點は、保證準備の擴張に在りまするので御承知あらせられまする如くに、朝鮮銀行は明治四十四年に其保證準備の制限を三千萬圓と限定を致したのであります、其後今日に至りまする迄變りはございませぬ、然るに朝鮮に於きまする所の人口の關係なり、或は産業貿易金融其他の總ての關係に於て當時よりは三倍位な增加になつて居りまするのであります、而已ならず御承知あらせられまする如くに朝鮮銀行は滿蒙其他に於て營業の區域を擴めまして殊に正金銀行が滿洲に於て取扱つて居りました所の金券も、之を朝鮮銀行に於て引受けると云ふやうなことに相成りましたので、是等の關係より致しまして、最近に至りましては、常に千萬圓内外の制限外の發行を致して居ると云ふ狀況でありまするので、斯の如き狀況でありまするからして、保證準備の三千萬圓を二千萬圓增加しまして、五千萬圓と致しまして、朝鮮は勿論滿蒙其他に於ての此銀行の活動をして圓滑ならしむると云ふのが、本案改正の趣意であります、此序を以ちまして朝鮮銀行に信託の業務を兼營せしむることに致したいと思ふのであります是は其他の特殊銀行に於て大體加つて居る所の營業科目であります、並に斯の如く朝鮮銀行が朝鮮以外に發展致しまする以上は、其重役等の關係の上に於きまして副總裁を茲に設ける事が尤も必要であらうと思ひまするので、之を今回設けることに致しました、隨て之を設けるに付きまして、色々關係の條文を改正致して居りまする、是が大體此朝鮮銀行法中改正の趣旨でございまするので、會期切迫の際でありまするが、何卒速に御審議の上協贊を與へられんことを偏に希望します。

○議長(大岡育造君) 右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勲君 本案は臺灣銀行法中改正法律案外一件の委員に、併せて付託せられんことを希望致します

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 異議なしと認めます、乃ち本案は臺灣銀行法中改正法律案外一件の委員に併せ付託するに決しました、日程第三、徵兵令中改正法律案第一讀會の續を開きます——委員長高木益太郎君

第三 徵兵令中改正法律案(政府提出貴族院送付) 第一讀會の續(委員長報告)

〔高木益太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○高木益太郎君 徵兵令中改正法律案に關する特別委員會に於ける審議の概要を御報告申上げます、改正の第一の要點は、在學猶豫制度と一年志願兵前でございまして、從來學校に在學せる者は、徵兵適齡に達しましても、願に依りては徵兵檢査を爲すことなく二十八歲迄徵集を猶豫すると云ふ規定になつて居りましたが、今回は徵兵適齡の年に於て總て徵兵檢査を爲して、一年志願兵たらんとする者は此期に於て之を爲さしめ、合格不合格を定めて其合格者にして更に高等の學問を修むる者は、其學校の修業年限に應じ二十七歲迄入營を延期することになつたのであります、是は從來動もすれば狡猾なる學生が徵集猶豫を惡用するの弊がございますからして、爲し得る限り其弊を矯正して、兵役義務の均等を圖らんとする趣意から出でたのであります、委員會に於ては愼重に攻究しました結果、從來の徵收猶豫期限たる二十八歲を二十七歲として、一年間短縮することに付きましては、修學年齡の實況と對照致しまして更に支障なきものと認め、政府案を認むる事になりました、第二は一年現役兵でありまして、從來師範學校を卒業し小學校の敎職に在る者は、「六週間現役に服せしむると云ふ制度でございましたが、本案に於きましては之を一年現役に改むるのであります、政府が委員會に於て辯明を致しまする所は即ち本制度の要旨は、國民敎育を體得し、國民敎育に當る軍人の精神を涵養諒得せしめんとするにある次第でございまするが、何分六週間の如き此短期の敎育を以て致しましては、到底今日の軍隊敎育の概要に對しても授くる事が出來ない、隨つて本制度の趣旨と相一致しないのでありまするから、此在隊の期間を延長して、一年現役兵に爲さんとするのであります此改正の點に付きましては、委員諸君は數日に亘りまして熱心に論議研究を盡され、澤山の材料を御提出になり、又調査を盡されたのであります、其最も委員諸君の心配になりましたる要點は、一年現役は六週間の約九倍に相當をして、變化急激、又義務の負擔重きに過ぐ、故に將來師範學校に於て軍事敎育の實質を增加し、以て一年現役の期間を幾分短縮することが出來るかどうかと云ふことが、各委員諸君最も熱血を濺いで論究せられた點であります、併ながら段々御審議の結果、今日未來の國家を雙肩に擔ふ所の小國民を敎育する所の任に當る者が、十分に此軍人精神を注入をして、軍事上の技能を修得をして、所謂五箇條の御勅諭中の人と爲つて、以て兒童を感化薰陶しなければならぬと云ふことは、勿論の次第でありまするから、隨て此軍隊の實狀に通曉せしめ、軍隊敎育の神髓と云ふものを體得せしむる必要があると云ふことは、又論を俟たぬ次第でありまする、それ故に在隊間少なくとも敎育者であると云ふ技能上、最も低位になる下士官たる所の程度に達せしめなければならぬ次第であります、是が爲に軍隊に於ては勿論一般の兵卒と區別を致しまして、一年志願兵同樣、將校に於ては將校たらしむるを得るが如き、特別なる敎育を施すと云ふことにして、斯の如くにして漸く一年を終りますれば、直に下士に任じ得ると云ふ程度に致したいと云ふ、陸軍當局者の辯明をば理由あるものと認めたのであります、それに就きまして此提案の趣旨を全うする爲には、少なくとも在隊期間を一箇年とし、即ち此學校敎育を以て軍隊敎育の期間を短縮すると云ふが如きは、軍隊敎育の神髓と云ふものが、終始死生の間に出沒すると云ふ觀念を要するものでありますから、矢張在營の訓練でなければ之を體得せしむる事が出來ないものと認めまして、結局委員は政府案を認むることに至つたのであります、但最初委員が最も心配致しました點は、第一は斯の如き期間の延長に依りまして其間に若し俸給を受けることが出來ないと云ふやうな事があれば、爲に或は師範學校入學志望者を減少すると云ふやうな慮は無いか、是に段々委員諸君が政府に向つて、百回以上の質問を盡されたる點でありました、結局致しまする所の俸給は、市町村の負擔と爲さずして、國庫から俸給の八割を支給すると云ふことは、政府の言明する所でありますから、此入營中に未だ若い者で、多くは獨身の人が多いのでありますから、先づ俸給の八割を潰れば、此經費の上に於て入學志望者も減少するやうな事は無いものであらうと認めました、それから第二に於ては敎員補充の上に於て何か不都合は生じやしないか、斯う云ふ點に於て段々研究を遂げて見ますと、政府の言明に依りますれば、先づ平均一府縣に於て敎育の補充を要するものは七十名内外である、そこで最も注意を要する所は、此法律が愈々實行せられた時、此敎員の問題に付て實行さるゝのは大正十三年が實施の時でありますから、此大正十三年の實施の時にどう云ふ影響があるか、斯う云ふ事を研究して見ますと、先づ一年平均七十人の補充さへ付きさへすれば宜いのであつて、大正十三年が過ぎますれば翌年は循環して一年前の者が歸つて來ますから、補充が出來るのであります、其翌年即ち十四年度からは差したる影響は無いのであります、そこで大正十三年丈は或は募集人員を增加するとか、或は檢定試驗の方法に依て募集するとか、其他種々なる方法を以て此實施の年に於ては影響の無いやうな具合に、文部當局に於て十分準備をすると云ふ事を言明せられたのであります、左樣致して見ますと、委員の心配したる點は無くして、今日此案は小國民の敎育に任ずる者をして、十分に軍事思想を養成せしむると云ふ上からして、頗る必要なる案と認めました、其他或は海軍兵を沿海地方に限らず全國各地方から募集するとか、或は志願兵の兵籍に編入する者の服役方の規定とか、或は又刑法及陸軍刑法の改正に伴ふ規定とか、或は年齡の計算期を明かにすると云ふやうな事で、實に細かい問題でありまして、詳細は八回に亘る委員會の速記が御手許に配付になつて居りますから、御熟讀を仰ぎます、本委員會は斯の如く委員諸君は非常な熱心に御討議になつて、各派一致全會一致を以て可決したる案でございますから、何卒本會に於ても御審議の上、委員會決定通り御可決あらんことを懇願する次第であります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否やを諮ります。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ本案は第二讀會を開くに決します。

○岩崎勳君　直に本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告通り、可決確定せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て直ちに二讀會を開き、議案全部を議題と致します。

徴兵令中改正法律案　第二讀會（確定議）

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無しと認めます、乃ち三讀會を省略して委員長報告通り可決確定したる事を宣告致します――日程第四、第五、第六、第七は同一委員に付託したる議案なるに依り、一括議題と致すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無しと認めます、一括議題と致します、委員長岩崎總十郎君の報告を求めます。

第四　特許法中改正法律案（田中隆三君外一名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第五　商標法中改正法律案（田中隆三君外一名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第六　意匠法中改正法律案（田中隆三君外一名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第七　實用新案法中改正法律案（田中隆三君外一名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔岩崎總十郎君登壇〕

○岩崎總十郎君　特許法中改正法律案外三案特別委員會に於ける經過と結果とを御報告致します、直ちに結果を申上げますが、特別委員會は全會一致を以て、田中隆三君外一名の提案に、二箇條の修正を加へて可決致したのであります、其箇條は特許法に付ては第五條以下十八箇條、商標法外二案に付きましては三箇條若くは四箇條位の改正であります、而して此等の詳細なる討議は御手許に廻つて居ります所の委員會の速記錄に於て明瞭致しまするからして、申上げることを避けます、併ながら改正の主義若くは目的とでも申すべき二三の主要なる點を申上げることに致します、抽象的に申上げますると、第一には特許外三案の請求者の權利の擴大、二には審査の手續の改善と云ふのが主なるものであります、更に之を具體的に内容の一二を申上げますと斯樣な事に相成ります、それは現行法に依りますると、權利範圍の確認と特許無效の確認、及權利確認査定に對する抗告審判、此三つの場合に於ては、大審院に向つて上訴する事を許して居りまするが、最も必要と認むべき或る場合に於て、上訴を許さぬと云ふことになつて居りますものを、上訴を許すと云ふことに改正を致したのであります、尚ほ此内容を今少し申上げまするど、御承知の如く特許の出願を致しました場合には、第一に審査と云ふものを致しまする、而して査定と云ふ事を致します、其査定に不服ある場合に於ては、第一に審査と云ふものを致しまする。而して査定と云ふ事を致します、其査定に不服ある場合に於ては、再審査の請求と云ふものを致しますそれに對しましては、矢張再査定と云ふものを致します、さうして再査定に不服ある場合には、抗告審判と請求と云ふものを致します、抗告審判の請求に對する場合に、審決と云ふ結果を見ます、此審決の結果が特許と云ふ場合に於ては、何等上訴の必要もございませぬけれども、特許せずと云ふことの審決がありました場合には、唯今の現行法に於ては、如何とも仕樣がありませぬからして、此場合に於て他の三件と同樣に、大審院に上訴を許すと云ふのが今般改正の趣旨であります、或る論者は第一に査定があり、第二に再査定があり、第三に審決と云ふものがある以上は、此以上更に大審院に上訴することは誠に過ぎるではないかと云ふことの説があるのであります、此點に付きまして特別委員會は色々討議を經たのでありますが、斯樣な場合になるのであります、それはどう云ふことかと云ふことを見ますと云ふと、抗告審判を受ける場合に牴觸審査、牴觸再査定、牴觸審決と云ふ三つの場合があるのであります即ち甲なる願人と乙なる願人が、其特許が牴觸した場合に於ては、審査官は何時にても之を審査審決することを得ると云ふことになつて居りますから、抗告審判の場合に突然と現はれた場合に於ては、第一の審決に服して、何等の上訴の手續が無いと云ふことの結果を見るのであります、我國の文明の進歩と共に、特許出願者と云ふ者が非常に殖え、澤山の出願があるのでありますが、行政廳の處分と第一回の審決を以て上訴することの途を開けないと云ふことは、誠に宜しからぬと云ふことの特別委員會の多數の説でありまして、政府の反對もありましたけれども、遂に此點は矢張上訴を許すと云ふことに可決致したのであります、それから次の審査手續の改善と云ふことはどう云ふ事だと云ひまするど、元來普通裁判所に於きましては、審理の手續も甚だ簡明になつて居ります、判決の日時の如きに至つても餘程確的に規定されて居るのであります、特許法以下の法律に於ては、其手續が甚だ缺けて居る、でありますから詰り審査官の責任の規定を設けやうと云ふのが第二の點であります、田中隆三君が提出の理由を述べらるゝ場合に、或は二箇年或は五箇年、甚しきに至つては七箇年の星霜を經て、未だ結果を見ないものがあると云ふことの御演説がありましたが、是等には夫々の理由がございませうけれども、併ながら兎に角一日も早く其特許を得たいと云ふ事の出願者は、成べく審査官の責任と云ふものを定めて、確的に早く其結果を見ると云ふことを希望する所でありますからして、現行法は此點に於て缺くる所があるに依て、種々の方法を設けて速かに裁決をするやうに、速に審決をされるやうに、速かに査定をするやうにと云ふことの手續規定を設けたのであります、其方法は特許法の七十一條に色々の規定が御ざいますからして、是は其條を御覽下さると明瞭致しまするから、此以上に説明は致しませぬ、それからもう一つ、商標に付て一つの問題があつたのであります現行法に依りますと、無登錄の商標者が商標を使用して居ります場合に、或者が其商標に付て登錄を經たと云ふ場合には、登錄の出願者以前に使用して居るものと雖も、之を禁止すると云ふことに現行法がなつて居るのであります、然るに、是等の邊に付て十分取調を致して見ますると云ふと無登錄者の商標が使用者に於て、或は一地方に於て明かに認められて居るものが澤山ある（或は二年或は三年と云ふ商標を使用して居るにも拘らず、或者が商標を得ましたが爲に、其者に對して直に禁止をすると云ふことは甚だ不穩當なことであつて、其人の利益と云ふものを非常に殺ぐ譯になる、故に此度の改正案に於ては、假令無登錄商標者と雖も、長く之を使用し居つた者に對しては、後なる登錄者が之を禁止することとを許さずして、共に之を併用せしめると云ふこととの、中間規定を置くのが宜しいでないかと云ふのが、所謂改正案の理由であります、此點に付きまして、或人は斯樣な説を言ふのである、現行法には周知の商標に付ては、後願者に於て出願しても、後願者に對して之を許さぬと云ふことの規定があるから左樣な改良は要らぬでないかと云ふことの説があつたのであります、併ながら今日迄の判例に依りますると云ふと周知と云ふことは、餘程狹き意味に於て解釋せられて居る或る一郡或は或る一市、若くは一地方に於て廣く知られて居るものであつても、又東京の五大新聞に二箇所位廣告をせられて居るものであつても、此周知と云ふものは、日本全國に於て或る程度迄知られたる程度にあらざれば、周知として認めないと云ふやうな判斷があります、爲に一郡一市若くは一縣に於て、二三年も使用したものであつても、之を禁止せらるゝと云ふことの例は甚だ多いと云ふことの實例もあることでありますからして、是亦委員會が此改正が相當なりとして左樣に決定することに、至つたのであります、斯の如き委員會の經過に對しまして、政府當局は同意せしや否やと云ふことを御報告致さぬければならぬのでありますが政府は結局同意致しませぬ、然らば政府が同意せぬと云ふことは、改正案は至當ならずとして同意せぬのであるか、或は其の他の理由に於いて同意せぬのであるかと云ふことを申上げる必要があるのであります、政府は改正案に半ば同意であります、又今日の特許法等は、明に不完全であると云ふことを認めるものであります、半ば以上同意を爲し、不完全であると云ふことを認めて居つて、此の委員會の決議に同意せぬと云ふのは、どう云ふ譯であるかと云ふことを尋ねますると、政府は既に改正の必要を認め

て起案中である、故に諸君の此の修正案よりも、もう一歩進んだところの根本的の改正案を出したいのであるからして、今日は此の案に同意することが出來ないと云ふのが政府の意思であります（「簡單」と呼ふ者あり）そこで私共より政府委員に向つて然らば何時に於いて提出をするかと云ふことを尋ねました所が、來年又は再來年に於いて確に提出が出來ると云ふことでありました、所が委員諸君はそれを信じないと云ふことになつたのであります、何故に信じないかと言へば、今を距る十年の前に於て此案が出ました時分に此案は不十分である、或は日時が足らぬと云ふ議論が起きまして、色々政府當局者と揉めました、若し本案に付て不完全なる事があつたならば、年々歳々改めても構はぬから、此案の通過を望むと云ふ政府委員の意見であつたと云ふことを其當時の委員長であり所の鵜澤博士より御報告もあり、又其速記錄が今に殘つて居ります、然るに十年後の今日迄政府が不完全なりと認めて居りながら、其案も出さず、又三十八議會大隈內閣の際に於ても議員より改正案の提出があつた、然るに今日に到つて來年は出すから、再來年は出すからと云ふことは前例に鑑みて之を信ずることは出來ないから、此案を何處迄も通さんければならぬと云ふことが、委員會一致の意見であつたのであります、此段を報告致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 本案の二讀會を開くや否やを諮ります。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ議題となつて居る三案を、何れも第二讀會に付するに決しました。

○岩崎勳君 直に特許法中改正法律案の二讀會を開かれんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 外三件は……

○岩崎勳君 別々に御開きを願ひたいのであります

○議長（大岡育造君） 岩崎勳君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ直ちに特許法中改正法律案の第二讀會を開くに決します。

特許法中改正法律案 第二讀會

○岩崎勳君 本員は玆に委員長の報告に追加致しまして、一の修正動議を提出致します即ち附則の次に左の二項を加へるのであります「本法ハ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス本法施行ノ際現ニ繫屬スル審判事件ニ付テハ第六十九條第三項ヲ適用セス」斯樣に附加へるのであります、即ち前項は特許權利者及利害關係人の權利利益の保護を完うせんが爲、又次の項は新法施行の際に繫屬中の審判事件に付、新舊法の適用を明かにせんが爲に此規定を置きたるに過ぎないのであります、何卒委員長の報告と共に、此修正案を可決せられんことを希望致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 修正案には定期の贊成があるものと認め、即ち修正は成立したるものと宣告致します、而して別に討議がなければ決を採ります、普通の場合には委員長の報告よりも、議員の修正になつて居る案を先づ決を採る例でありますけれども、岩崎君の修正動議は附則に就てでありますから、先づ委員長の報告の本文の方から決を採つて、其次に岩崎君の修正の決を採ります。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 委員長の報告に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ委員長の報告は、委員長の報告通りに決します——更に岩崎君の修正動議に付て決を採ります、岩崎君の修正動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なしと認めます、仍て岩崎君の修正も可決しました。

○岩崎勳君 直に本案の三讀會を開き、第二讀會の修正決議の通り可決確定あらむことを希望致します

○議長（大岡育造君） 御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ直に三讀會を開き、議案の全部を議題と致します。

特許法中改正法律案 第三讀會

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 異議なしと認めます、仍て本案は二讀會決定の通り確定せられたる事を宣告致します。

○岩崎勳君 直ちに商標法中改正法律案の第二讀會を開かれむことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議はないと認めます、仍て直ちに商標法中改正法律案の第二讀會を開きます

商標法中改正法律案 第二讀會

○岩崎勳君 本員は本案に付きましても亦前日程と同一理由に依り、委員長の報告に追加修正の動議を提出致します、即ち「附則本法ハ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス」之を附加へるのであります、但繫屬中の審判事件に關する規定は加へませぬでしたのは何等此點に付ての改正が無かつた故であります、是も矢張委員長の報告と共に、可決せられむ事を希望致します。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の修正動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議はないと認めます、仍て先づ委員長の報告に付て御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ委員長報告は可決しました、次に岩崎君の修正は御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なしと認めます、岩崎君の修正も可決致しました、即ち二讀會は之を以て終りました。

○岩崎勳君 直に本案の三讀會を開き、第二讀會に於て修正議決の通り可決確定せられむことを希望致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ直ちに三讀會を開きます。

商標法中改正法律案 第三讀會

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 御異議なしと認めます、即ち本案は第二讀會決定の通り可決確定したることを宣告致します。

○岩崎勳君 直ちに意匠法中改正法律案の第二讀會を開かれんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議はありませぬか——御異議がなければ直ちに意匠法中改正法律案の第二讀會を開き議案全部を議題と致します。

意匠法中改正法律案 第二讀會

○岩崎勳君 本案に付きましても、先の二案と共に委員長の報告に追加して一の修正動議を提出致します、即ち「附則本法ハ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス本法施行ノ際現ニ繫屬スル審判事件ニ付テハ第二十號第三項ヲ適用セス」理由は前と同一でありますから略します、何卒御贊成を請ひます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 贊成がありますから成立致して居ります——本案に付て委員長の報告に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なしと認めます、委員長の報告は可決しました、岩崎君の修正に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なしと認めます、仍て岩崎君の修正も可決します。

○岩崎勳君 直ちに本案の三讀會を開き、第二讀會に於て修正議決の通り、可決確定せられむことを希望致します。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がないと認めます、直ちに本案の三讀會を開きます、議案全部を議題と致します。

意匠法中改正法律案 第三讀會

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ二讀會決定の通り可決確定したることを宣言致します。

○岩崎勳君 直ちに實用新案法中改正法律案の第二讀會を開かれむことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ直ちに實用新案法中改正法律案の第二讀會を開き、議案全部を議題と致します。

實用新案法中改正法律案 第二讀會

○岩崎勳君 本案に付きましても前きの三案と同樣

に、委員長の報告に追加して、一の修正動議を提出致します「附則本法ハ大正八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス、本法施行ノ際現ニ繫屬セル審判事項ニ付テハ第十八條第三項ヲ適用セス」理由は前三條と同一でありますからして之を略します、何卒御贊成を請ひます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 贊成があります、仍て修正の動議は成立つて居ります、御諮り申します御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 委員長の御報告に御異議はありませぬか――それから岩崎君の修正に御異議はありませぬ。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 異議なしと認めます、仍て委員長の報告と岩崎君の修正は共に二讀會に於て可決せられました。

○岩崎勳君 直ちに本案の三讀會を開き第二讀會に於て修正議決の通り、可決確定せられむことを希望致します。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議なしと認めます、仍て直ちに第三讀會を開きます。

實用新案法中改正法律案 第三讀會

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ三讀會に於て總て二讀會決定の通り確定したることを、宣告致します

○田中隆三君 是より物價調節に關する建議案の委員會を開きますから、御許しを願ひます。

○議長（大岡育造君） 許可致します。

○田中隆三君 どうか委員諸君は御集りを願ひます

○議長（大岡育造君） 日程第八、名古屋太田間鐵道速成に關する建議案を議題と致します、提出者三輪市太郎君。

第八 名古屋太田間鐵道速成に關する建議案（三輪市太郎君外六名提出）

名古屋太田間鐵道速成に關する建議案

名古屋太田間鐵道速成に關する建議

一愛知縣下名古屋より岐阜縣下太田に至り飛驒縱貫線に聯絡する鐵道

右鐵道は東海道線と北陸線とを聯絡すへき捷徑線にして飛驒縱貫線の効能も之に依りて初めて充分に發揮し得へく殖民興業上は勿論軍事上に於ても極めて切要の線路たり本院は政府か速に其敷設の計畫を樹て飛驒縱貫線の成効と同時に之か完成を期せられむことを望む

右建議す

○三輪市太郎君 簡單ですから此處で……

○議長（大岡育造君） 登壇を希望致します。

〔三輪市太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○三輪市太郎君 議題となりましたる名古屋太田間鐵道速成に關する建議案の理由を、極めて簡單に說明致します、此鐵道は吾々が屢々建議を致しましたる名古屋富山間鐵道の一部分でございまして、之を今回名古屋太田間鐵道速成に關する建議案に改めましたのは、此頃本院に於て協贊を與へたる所の、彼の飛驒縱貫線なるものは、即ち曩きの名古屋富山間の大部分でございます、然るに此名古屋太田間なるものを除かれたるのは、其太田より屈曲致して、岐阜を起點と致して政府が提案を致したるが爲に、此部分を除かれたのでございますが、名古屋岐阜間の鐵道も素より必要であります、吾々も同意を致したので、此必要を認めますが、併し我國の大局より見たならば如何でございませうか、岐阜を起點と致して、太田を經て飛驒の高山に到ると云ふのは、全く一府縣即ち岐阜縣下の行政上の便宜ではございますが、此東海道線、北陸線を連絡する上に於ての起點としては如何でございませうか、加之太田名古屋間なるものゝ此哩は僅に三十哩以內でございます、二十數哩でございまして、此區間の工事たるや誠に易易たるものでございます、唯々一箇所木曾川の上流がありと雖も、此幅員は僅か百間內外でございまして、而も地層は岩石であつて、一向工事費を要せぬのである、其以外は如何にも平坦な所で、此工費は僅かの工事費で成工するのでございます、矢張飛驒縱貫線の此數千圓を投ずるの工事の便利と致しましても、此鐵道を開設致したならば、餘程其工事の金額の減少することも是亦明かでございます、加之近來は金名鐵道と稱し、金澤より名古屋に直通の期成同盟會も起つて居ると云ふやうな折柄でございまして、何れの點から見るも、亦軍事上より見るも、どうしても名古屋と太田間の此鐵道の必要は、諸君に於ても御異論のないことと固く信じます、又政府に於ても恐らく是は同感であらうと思ひますが、唯々政府が此岐阜を起點と致しましたのは、曩に本院に於て決議になつて居る所の豫定線、即ち岐阜多治見間の線路を、飛驒縱貫線と結び付けたるが爲に、先づ之を先きに致したのでございまして、どうしても此飛驒縱貫線、即ち富山迄の此鐵道の全くの働きを爲さしめやう、効力を十分ならしめやうとするには名古屋太田間の僅かの經費を以て出來する所の鐵道の速成を必要と認めて、吾々は提案を致したのでございまして、どうか願くは此富山まで開通すると同時に、寧ろそれより先きに進んで此中間の工事費を省く上よりも、先づ以て名古屋より太田間の開通を圖ることを、切に希望するのでございます、どうか御協贊あらむことを望みます。

〔拍手起る〕

○田中善立君 政府當局に質問があります、簡單でありますから此席より質問致します。

○議長（大岡育造君） 宜しうございます。

○田中善立君 本案は既に提案者の辯明の如く、地方產業上及軍事上最も必要なるものであります、然るに政府當局に於かれては、何故に之れを等閑に付されたのであるか、彼の不急なる曼陀羅線の如きものを敷設せんとしたる當局に於いては、斯の如き必要なる線路は先きに敷設計畫をしなければならぬものと思ふのであります、殊に軍事上必要なる點に付きましては、今提案者の辯明中には漏れて居りましたが、岐阜縣各務ヶ原には航空隊が既に設置されてあるのであります、所澤と同じく一個大隊が設置せらるゝことになつて居るのであります、此の點より見ましても、軍事上よりは實に是は緊急必要なるものと私は考へるのである、政府當局は如何に見て居らるゝのであるか、又直ちに是が敷設に著手せらるる意思ありや否や、此點丈簡單に伺つて置きます。

○議長（大岡育造君） 中村政府委員。

〔政府委員中村是公君登壇〕

○政府委員（中村是公君） 唯今田中君よりの御尋でありまして、何故太田名古屋を等閑に付したのであるか、亦近くやる意思があるか無いかと云ふ御尋ねでありますが、曩に協賛を經ました此太田多治見、是は已に豫定線になつて居る、此線路は中央線と東海道本線の結付いた其眞中から岐れまして、飛驒へ行くのである、此線を敷設する以上には、急に太田から橫切りまして名古屋に出る必要はないのであります、又現に此太田の極く近くにあります木曾川の手前の犬山迄は、名古屋電氣が通つて居るのであります斯う云ふやうな次第でありますから、岐阜から多治見に行く線路のある以上は、急に太田から名古屋に線路を結付ける必要ないと思ひます、隨て是は政府に於きましては急に此處を架設する考は有して居りませぬ。

○岩崎勳君 議長。

○議長（大岡育造君） 岩崎君。

○岩崎勳君 本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられむことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なしと認めます、即ち本案は議長指名九名の委員に付託するに決しました日程第九、日本體育會國庫補助に關する建議案を議題と致します、提出者江藤哲藏君。

第九 日本體育會國庫補助に關する建議案（江藤哲藏君外十五名提出）

日本體育會國庫補助に關する建議案

日本體育會國庫補助に關する建議

日本體育會は一般公衆の爲體育機關の設備を完うせむか爲全國樞要の地に各種運動場を設置し學校以外に於ける公衆運動獎勵の端を啓きしより明治二十六年體操學校を設置し全國諸學校に男女體操教員を供給したるもの千五百餘名に及へり爾後明治三十一年貴衆兩院の建議に依り政府は翌三十二年度より同會に對し國庫補助金を與へつつありしも明治三十七年日露戰役起るや經費節減上三十六年度まて五箇年を一期として中止せり這回歐洲戰爭の敎訓は吾人をして痛切に國民體育の緊要なるを知得せしめたるのみならす其の結果國民體育上種々攻究畫策すへきもの少からさらむとす日本體育會は茲に時勢の要求に鑑み二十八年間の經驗に基き益體操學校の擴張を計り併せて全國樞要の地に狹窄射擊場，器械體操場，遊戲場其の他各種運動場の設置を企て衞生的體育に兼ぬるに軍事的體育を以てし一旦緩急あれは義勇公に奉し擧國皆兵の實を擧け學校教育の革新並公衆一般の實用的體

育に資せむとす是れ蓋最有益なる國家的事業ならすや依て政府は向ふ五箇年間を期し毎年金三萬圓を日本體育會に交付し以て國本培養の目的を達せしめられむことを望む

右建議す

〔江藤哲藏君登壇〕

〔拍手起る〕

○江藤哲藏君　此建議案は各派意を同じう致しまする者が聯合して提出致したのであります、私は其提出者の一人と致しまして、建議案の趣旨を説明致したいと思ふのであります、暫くどうか忍んで御聽取りあらむことを願ひます、申す迄もなく富國强兵と云ふことは立國の大本であります、さうして此富强の源と申しまするものは、主として國民の健康に基くと云ふことは明白なる事であります、身體が壯健でありませぬければ、隨て精神も鞏固なることが出來ませぬ、精神が鞏固でなかつたならば、能く業に堪へ事を遂げることも出來ないのであります、當今能く各種の方面に亘りまして、能率の增進と云ふことを申しますが、如何にも今日に於きましては、能率の增進と云ふことは甚だ必要な事であります、此能率の增進と云ふ事も畢竟するに此國民の壯健を基としなければならぬことであらうと思ふのであります、そこで歐米諸國に於きましては、夙に競うて體育を奬勵致しまして、此體育を以て寧ろ德育智育の基礎と爲して居る所以と云ふものは、爰にあるのであらうと思ふのであります、日本體育は此國家的の必要に促されまして、今を去ること二十七年前、即ち明治三十四年に創立せられたのであります、其目的と致しまする所は個人的には國民の身體を强健に致しまして、勤勉忍耐の慣習、壯快の精神雄大の氣性等を養ひまして以て産業の發達國富の增進を圖らむとするのであります、又一面國家的には體育の普及を圖りまして、義勇奉公、國民皆兵の實を擧げんことを期して居るのであります、而して是が目的を達しまする所の手段と致しましては、體操教員を養成致しまして、又體育場を全國の各地に設け、體育の實際的施設を完うせんとする所にあるのであります、而して今日に至ります迄國家に貢獻せし所のものが甚だ多いのは、一般の認定して居る所であらうと思ひます、明治三十六年には此體育會は大阪の博覽會、又同四十年には東京博覽會、又大正三年の大正博覽會等に於きまして、體育館を造りまして每會百萬人以上の入場者を得まして、是に體育館に備付けてある所の種々の設備器具の使用等を自由に許しましたることは、大に日本全體の體育思想を養成した事に與つて力があるのであります、又此日本體育會の常設の事業と致しましては、體操學校を經營致しまして、兵事講習會、體操遊戲講習會、水泳場等を開きまして、公衆體育に努力したのであります、就中體操學校は其男子部は文部省より無試驗檢定の認定を受けまして、我國に於ける唯一の體育機關であります、此の學校より、全國の小學校に體操教員を供給致しましたることは、最早千五百有餘の多數に達して居るのであります、學校體育の基礎と云ふものは、要するに此の體育會の經營する所の體操學校に依つて築き成されたと申しましても差支ない事と吾々は信じて居るのでございます、斯く致しまして日本體育會は明治二十六年十二月には、宮內省より恩賜金の榮譽を受けたのであります、又同三十六年には皇太子殿下より三十七年には各宮殿下より金圓御下賜の榮を蒙つて居るのであります、又明治卅一年には貴衆兩院共に同會に對しまする所の國庫補助の建議を致しまして、兩院とも即決可決を以て通過致しました、政府は其建議の趣意を容れまして明治卅二年度より每年金一萬圓宛を同會に補助致しましたが、恰度三十七年に日露戰役が起りまして、各般の經費を節約する必要に國家が迫られまして、三十六年度迄五箇年を一期と致しまして、其後補助が中止せらるるに至りましたのは、私共の諸君と共に甚だ遺憾として居る所でございます、此歐洲戰亂の教訓に依りますれば、今日の戰爭は單に軍人と軍人との戰爭にあらず、國民と國民との戰であると云ふ事に付きましては、最早誰人も之を疑ふ者なきに至つたのであります、即ち國民皆兵の實と云ふことは今日に於ては爾かせざるを得ずと云ふ勢であるのであります、國民皆兵と申しましても、青年の全部を驅つて之を軍隊に擧ると云ふ譯では無いのであります、一朝事あるに當りまして、國民が何時にても其國防の用に供し得る丈の準備を作つて置けば、それを以て足れりであります、是に依て見ますれば國民が强健になりまして、平素軍事的動作に慣熟するに至りましたならば、我國防上に貢獻する事は多大であらうと思ふのであります、若し之を進んで申しましたならば、交戰の目的を達するや否や、即ち勝敗の岐るる所は一に是等の平常に於ける所の軍事的素養が、有るか無いかと云ふ事に依て岐るると申して差支はなからうと思ふのであります、彼の獨逸が殆ど世界の全部を相手に致しまして、頑强に戰ひ、今尙ほ屈服致しませぬのは、敵ながら實に驚嘆に價するのであります、斯の如く獨逸が强大に赴きましたのは、其原因固より一ならずでありませう、又種々原因があるに相違ありませぬが、其主因の一と認むべきものは御承知の通り、彼の有名なる「ヤーン」と云ふ人が盛に軍用體育を高唱力說致しまして、堅忍不拔遂に體操協會を起しました、さうして一般に獨逸人をして個人的には其身體を强健ならしめ、又國家的には大に尙武の氣性を養ふたのであります、是が獨逸の今日あるを致したる所の主因の一つであると思ふのであります、そこで其當時に「ビスマルク」公「モルトケ」元帥の主唱の下に「ヤーン」祭と云ふものを行ふことになりまして、謂はば我國に於ける靖國神社の祭典の如く、非常に盛大なる祭典を行ひまして、同國に於きましては爾後年々之を行つて、今日に至るも尙ほ變ることなしと云ふことを私は承つて居るのであります、斯樣に致しまして、獨逸が今日の如く强健なる國民を作出しましたに付ては、最早七八十年の歲月を費して居ることは、是は吾々が大いに注意すべきことであらうと思ふのであります、又英國人は不屈不撓堅忍持久の大精神を以ちまして、非常に實行力に富み、遂に今日の富强を致したのは、全く同國に於ける教育の方法宜しきを得て、殊に體育を貴び、運動に努めたる所の結果であると觀測し論ずる者がありますが、私も至極之に同感であります、此度の大戰役に於きまして、大戰爭の勃發致しまするや、英國は俄に兵員を徵募致しまして、以て大軍を起し、雄を獨逸と爭うて敢て遜色なき所以のものは、畢竟するに平素體育の盛なりし結果、彼の如く國民が大に運動に努めまして、從つて身體强健、平素に於て軍事的動作に習熟して居つた結果ではなからうかと思ふのであります、今や世界は未曾有の大戰亂に陷りまして、東洋の天地も亦風雲頗る暗憺、山雨來らんと欲して風樓に滿つるの光景であります、謂はば國家の興廢存亡も此時に在ると言つても差支なからうと思ふのであります斯の如き大事な場合に當りまして、我國民の健康は果して如何、我國民の體格の良否は果して如何と云ふことに考へ至りますれば、私は國家の前途に就て多く樂觀することを許さないのであります、今試に我國の下士卒と元假太俘虜收容所に於ける獨逸俘虜下士卒との平均體力を比較して見ますれば、斯う云ふことであります、身長、身の丈に於きまして獨逸兵は五尺六寸二分三厘、日本兵は五尺三寸五分、體量に於きまして獨逸が十八貫百七十五匁、日本は十五貫七百六十二匁、それから胸圍即ち胸の圍に於きまして、獨逸が三尺八分三厘、日本が二尺八寸[illegible]分と云ふのであります、それで兩者比較のことを申しますと、獨逸兵は日本兵に比べまして、平均身長に於て二寸七分三厘長いのであります、又體量に於て二貫四百十四匁程多いのであります、胸圍に於て二寸三分五厘程優つて居るのであります、又次に日米人の比較を見まするに、身長に於きまして米國の男子は五尺六寸七分、日本の男子は五尺二寸六分、そこで米國の男子は日本の男子より平均四寸一分高いのであります、又進んで米國の女子を見ますと、是は平均五尺三寸一分で、日本の女子は四尺八寸九分米國の女子は日本の女子より平均四寸二分高くて、日本の男子より尙ほ五分高いと云ふことで、それから又我國の徵兵檢査の成績に依りまして、壯丁の體量の一端を考察致しまするに、明治四十四年には平均十四貫八十二匁でありましたが、此頃大正三年に至りまして、十四貫二十一匁でありまして、寧ろ進步の跡を見ずして少しく減少を來して居ります、斯の如きは實に吾々は、經世家として憂ふべきことでないかと思ふのであります、又進んで我國民の死亡率平均年齡を調べますと、明治十九年には三十八歲位、明治三十二年には三十二歲位、四十二年には三十歲位、然るに最近に至りまして二十七八歲位と云ふ事になつて居ります、斯の如く不良の結果を見るに至りましたのは、主として乳兒死亡率の多數の爲であると申しますけれども、其原因何れにせよ、決して國家の爲に隱すべきことでないのであります、假りに之を外國に較べますと、英國は五十五歲位、獨逸は四十七八歲位と云ふので、大に彼我國民の間に壽命の懸隔があるのであります、尤も我國の統計は動もすれば正確を缺きまして、一々之を信憑することは出來ぬのであります、私は此數字に現はれた程、我國民の健康、並に國民の體格に付て悲觀は致

しませぬけれども、何としても之で以て意を安んずると云ふことは申上げ兼ねるのであります、現に歐洲の交戰國の國民が均しく發揮しつつある所の、彼の異常なる體力と能力に想ひ到りまするならば、感慨轉々禁ずることが能はぬのであります、そこで日本體育會は前に申しました如く、既に二十七年前に於きまして、深く此點に考ふる所がありまして、國民體格の缺陷を補はんが爲に創立せられたのであります、即ち一面に於きましては衞生體育法を以ちまして、身心の健康を計り、又他の一面に於きましては、軍用體育法を以て一旦緩急あれば義勇公に奉じ所謂國民皆兵の實を擧げんことを期したのであります、丁度此事は今日になりまして見れば、今回の歐洲大戰爭を豫想して起てるものの如き見識を示して居るのであります、吾々國民が今日まで十分此會を援養保護する所がありましたならば、或は今日此國民の健康狀態、國民の體格に付て憂を起し、或は嘆息を發するやうなことは無くて濟んだかも知らぬと思ひます、斯く考へますれば、私自身が實に是等有徒なる設備を等閑に付して居つたことを、自分自から悔まざるを得ざるのであります、然らば此日本體育會は國家の補助を得、又會自から奮勵致しまして今後如何なる計畫を爲さんとするかと云ふことに付て、一言申上げて見たいと思ふのであります、それは先づ第一に從來の體操學校を擴張致しまして、完全なる多數の體操教員を養成すると云ふのが主眼であります、現今我國の中學校、師範學校、實業學校其他殆ど之に類するものが千有餘に達して居りまして又數萬の小學校に於きましても、歐洲の戰爭の刺激に依りまして、今後多數の體操專科教員を要求すると云ふことは、必至の勢であります、そこで此體操學校をして此需要を充しまして、國家の生存發達を助長せしむると云ふことは、刻下喫緊の要務であらうと私は確信を致すのであります、又體操學校の事業中に於て、尙ほ注目すべきものの一事は、體育調査會の設置であります、其體育調査會の目的は、古今東西の有らゆる體育に關する所の資料を蒐集しまして、體育學の組織的研究を遂ぐると云ふ事であります、而も之を單に空理に流れずして、社會各般の事實に對照致しまして、其原因結果を明かにせんとするのであります、凡そ此大戰亂の後に於きましては、社會萬般の事物に大變革を來すことは免れぬのであります、殊に此體育方面に於ては多大の影響を受くるであらうと思ふのであります、我日本體育會が其時機を逸せず、深く此點に留意致しまして、此等有益の研究を爲さんと致しますることは、最も時宜に適したものと言はなければならぬのであります之を要しまするに大に體育を奬勵致しまして、國家を富強ならしむると否とは、實に體育機關が設備し普及するや否やと云ふ事に、關係することが少からぬであらうと思ふのであります、設備が無かつたならば如何に體育を行はんと致しましても、其事が出來ないのであります、又設備さへ完全でありましたならば、國民の風尙は自から體育に向つて進むことは疑ないのであります、如何に口に愛國心を唱へましても、之を實際に現はす所の働きが無ければ、其事は空に終るのであります、そこで是等の計畫と云ふものは、若し一日之を怠りましたならば、一年の悔を貽すのであります、又一年之を緩う致しましたならば、國家百年の大害を釀すものと吾々は考へるのであります、そこで出來る丈速に其設備企畫の整備普及を遂げしめんが爲めに、政府は向ふ五箇年間を期し、毎年金三萬圓を日本體育會に補助せられまして以て國本培養の目的を達せられん事を吾々は希望致すのであります、そこで斯く論じ來りますれば本建議案の要旨と云ふものは、本期議會に於きまして吾々が國民負擔の增加をも辭せず、殆ど擧國一致軍備充實を計りましたる所の本旨を、助成するものであると言つても差支なからうと思ふのであります然らば實に其國家が費す所の經費と云ふものは、甚だ寡少でありまして、其得る所の効果と云ふものは實に著大なるものであります、政府は宜しく此時局の重大に鑑み、國家永遠の大計を考へまして、速に此建議の趣意を容れられむことを望むのであります どうか滿場の諸君、御賛成あらむことを切望して已まぬのであります。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられむことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議なしと認めます、仍て本案を議長指名九名の委員に付託することに決しました――日程第十、勞働保險法制定に關する建議案を議題と致します、提出者、上村耕作君。

第十　勞働保險法制定に關する建議案（上村耕作君外一名提出）

勞働保險法制定に關する建議案

勞働保險法制定に關する建議

勞働保險法を制定して勞働者の生活を安固ならしむるは啻に社會政策上喫緊の事たるのみならす勞働能率を向上し我か國産業の發展を圖る上に於ても亦忽諸に付すへからさる所なり殊に歐洲大戰勃發以來我か國の經濟界は未曾有の變調を釀し將來勞働者保護救濟の問題は一層重要視すへき事項となれり依て政府は之か根本的解決を行ふ爲速に該法制定に關する諸般の調査を遂け之か法案を帝國議會に提出すへし

右建議す

〔上村耕作君登壇〕

〔拍手起る〕

○上村耕作君　本員は本案の提出理由に付きまして最も簡單に説明を申上げます、本員は時勢の進運に伴ひ、我國勞働者の現狀に鑑みる所あつて提出したのであります、今や歐米に於ける各交戰國は戰後の勞働問題に付きまして、最も頭を惱して居る重大なる問題であります、英國に於きましても、米國に於きましても、將又獨逸佛蘭西に於きましても、本問題を閑却致しましては戰後の經營が立兼ぬる次第であります、我國に於きましても戰後果して如何なる影響が、勞働者階級に起つて來るであらうかと云ふ事に付ては、非常に今から注意を拂はなければならぬ大なる問題であると思はれるのであります、現今我國に於ける富の分配は、産業の發展と共に益々富者階級に偏集致しまして、貧富の懸隔が益々大ならんとするは爭ふべからざる事實であります、隨つて勞働者階級は産業の發展以前に比して、益々困窮に陷りつつある狀態であります、之を自然の儘に放任して置きませうか、彼等の生活難と云ふものは日を逐うて益々滲甚となり、彼等勞働者の思想と云ふものは益々險惡に陷り、遂に國運の發展に大なる障礙を惹起すのであります、單純なる貧富の懸隔は尙ほ忍ぶと云ふことは出來るが、若し彼等勞働者自ら養ふことが出來ないと云ふ場合に立至つたときには、政府は之を救濟せなければならぬのであります、若し之を救濟する所の數が極めて多大ならんか、（一國の財政上に大なる累を及ぼすと云ふことは必然の事であります、果して然りとせば、豫め是が豫防を講ずると云ふことは最も必要な事であります、歐米各國に於きましては是が豫防の策と致しまして、又勞働者を保護救濟すると云ふ目的を以ちまして、勞働保險法を實施致しまして、勞働者の生活狀態を改善し、資本家と勞働者の調和を圖つて居りまするが、頗る良好なる結果を呈し、該勞働保險法が施かれて以來、貧民の救助費と云ふものは著しく激減をし、又同盟罷工の如き産業界の動亂は、著しく減少したのであります、勞働保險法と云ふものは、勞働者の生活狀態を改善致しまして、窮民の仲間に陷ることを豫防する救濟の方法と致しまして、現今歐米に於ける各國が、既に實施して居る所の勞働問題の重要なる一部分であつて其目的として居る所のものも色色ありまするけれども、彼等勞働者に經濟的觀念を啓發し教化を普及し、貧困を未發に防止するのであります、即ち勞働者の疾病及業務上に於ける所の災厄負傷等の場合に際して、一時若くは永久勞働不能の場合に、是が保護及損害の賠償を與へ、體質上老衰癈疾の場合に、之に年金を給與することを保證し餘命を全からしめ、死亡者の遺族に對しては慰安を得せしむる制度であります、此勞働保險制度にして完全に實施されやうか、現今勞働者階級が日常受けつつある所の困窮なる出來事に對しては、十分なる救濟を與へ、慰安を得せしむる事が出來るのであります、故に從來本問題は純然たる私的の問題でありましたが今や政治上重大なる問題となつて公の經營に變化せんとする傾向が現はれ來りつつあります、即ち社會政策上最も必要缺くべからざるものとなり來りつつあるのであります、元來我國の勞働者は自己の權利思想自覺程度と云ふものは、歐米各國に於ける勞働者に比すれば極めて其自覺の程度と云ふものは幼稚であります、其自覺の程度は幼稚なりと雖も十年若くは二十年以前の勞働者の思想に比べて見たならば、今日は其進歩の著しいと云ふ事は申す迄もないのであります、殊に歐洲大戰勃發以來、彼等の精神上に受けたる所の刺激と云ふものは頗る大なるものありと思はれるのであります、往年日淸日露兩戰役後、商工業の大勃發と云ふものは到る處に同盟罷工と云ふ叫聲を耳にしたのであります、其當時政府當局者なり、又起業家は是が慰撫及取締に非

常な困難を極めたのであります、今や將に來らんとする此歐洲大戰終了後、我國勞働者の狀態と云ふものは、決して日淸日露兩戰役後の比にあらざることは、今より爲政家が此點に付て大に考慮をしなければならぬ問題と思ふのであります、昨年以來引續き起り來りたる所の同盟罷工と云ふものは、前途洵に憂慮に堪へぬ次第であります、資本主と勞働者の衝突と云ふものは、是れ社會變革の悪兆であります、社會動亂の前兆であります、勞働者の集團が極めて大多數であらんか、空前の大鬪爭が爰に開始せられまして、何人も豫期する事が出來ない所の驚くべき大變戰が、起らないとも限らないのであります、勞働者は産業界の骨髓であります、勞働者の利害休戚と云ふものは、國家の消長、一國の盛衰に大なる關係を有するものであります、故を以て國家は勞働者の爲に適當なる施設、即ち勞働保險法の如きものを制定し、之を實施し勞働者に慰安を與へ、以て勞働能率は增進し、我國産業の發展、國富の充實を圖り國家百年の大計を樹立するは、我國目下の急務であつて、等閑に付する事の出來ない重大なる問題と思ひます、本問題は目下差迫りつゝある所の重大問題でありまして、戰後を待つて解決すべき問題でないと信じます、今より是が解決に着手すべき問題であると云ふことは、本員堅く信じて疑はないのであります、今にして是が解決方法を講じないと云ふことであるならば、或は將來社會上大なる害毒の起らないとも限らないのであります、政府は速に勞働保險法制定に關する諸般の調査を遂げ、是が法案を帝國議會に提出し、是が實施に努められんことを望み、本案を提出した所以であります、希くは御審議の上御協贊を與へられんことを切望する次第であります

（拍手起る）

○岩崎勁君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て本案は議長指名九名の委員に付託するに決します――日程第十一、中越鐵道買收に關する建議案を議題と致します――提出者廣瀨鎖之君。

第十一　中越鐵道買收に關する建議案（廣瀨鎖之君外二名提出）

中越鐵道買收に關する建議案

中越鐵道買收に關する建議

政府は裏日本に於ける産業交通の將來に鑑み中越鐵道を速に買收せられむことを望む

右建議す

〔廣瀨鎖之君登壇〕

〔拍手起る〕

○廣瀨鎖之君　本案の中越鐵道と申しますのは、富山縣伏木より高岡に通じまする即ち越中の縱斷線でございます、御承知の通り此伏木港は、近年非常に發展致しまして、政府よりも多大の國費を投じて築港をしたのであります、故に目下三千噸級の船舶が其の港壁に繋つて自由に荷の揚卸しを致して居るやうな狀態でありまして、北海道、樺太等の諸港灣とは常に定期航海を開いて、昨年の如き輸出入は二十三萬噸以上の額に達したのであります、日本海に於て斯の如き有數の港は他に類例がないのであります然るに今日まで此一私設鐵道に依つて、本線との連絡を保つて居つたのであります、斯の如き事は我が貿易經濟及國防等に於て、最も遺憾とする所でありまして、本員等の甚だ見るに忍びざる所でございます、故に速に國費を以て之を國有とせられ、我が日本海の貿易經濟等に十分利便を與へられんことを希望する次第でございます、聊か理由を申上げます（拍手起る）

○岩崎勁君　本案は議長指名を以て、特に十八名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ議長指名十八名の委員に付託するに決しました――日程第十二愛媛縣今治港開港に關する建議案を議題と致します――提出者河上哲太君。

第十二　愛媛縣今治港開港に關する建議案（河上哲太君外四名提出）

愛媛縣今治港開港に關する建議案

愛媛縣今治港開港に關する建議

政府は海外貿易發展助長の趣意を以て速に愛媛縣越智郡今治港を特別輸出港に指定せられむことを望む

右建議す

〔河上哲太君登壇〕

〔拍手起る〕

○河上哲太君　本案は案の名前自身に依て說明が出來ます位、簡單な案でございますから、極く簡單に申上げたいと思ひます、愛媛縣の今治港は、愛媛縣のみならず四國に於きましては第一の生産工業の盛んな所でございまして、其港の全國に於ける地位は第十七位に在るのであります、之を今まで開かれて居ります特別輸出入港の二十幾つの中に於て見ました所が、門司、下ノ關、若松、青森、小樽、三池の外は、今治港の出入船舶の噸數若くは石數の出入は無いのでございます、即ち今申上げました六港の外は、今迄開かれて居ります所の特別輸出港は、港と致しましての統計上の資格は下に在るのであります物品の輸出入に於きましては、全國の二十五位を占めて居るのでございまして、特別輸出港の中では伏木以下二十一港と申しますものは、今治よりも少ないのでございます、今治港の出しまする所の製産品即ち輸出品の目的物であります物は、今治及其附近に出來ます所の綿織物が主となつて居るのであります、此額は約一千萬もございまして、其輸出致しまする方面は、支那印度及南洋方面、即ち我日本帝國が將來に於て貿易市場として最も重視すべき方面に出るのであります、此額に付きましては詳しい事を申上げますと、却て長くなりますから、極く簡單に申しますが、其二割と云ふものは出て居るのでありまして、大正五年度に於きまする神戸の前述致しました所の方面に對しまする綿織物の約八九割と云ふものは、今治の製品が神戸の稅關を通つて出て居るやうな有樣であります、今治附近は水の宜しい事と勞働の豐富にして且つ廉いことの爲めに、益々發達の見込がありますからして、若しも此今治港を開き且つ皆樣の御協贊を經ました所の鐵道が出來まするのみならず、最近縣に於て問題になつて居ります築港が出來ましたならば、今治は恐らく今後非常なる發展を致しまして、地方のみならず日本の重要なる製産地であり、且つ輸出港となる資格があるのであります、然るに今日迄は今治には開港の事が出來て居りませぬ爲めに、商人――製産業者は非常な不便を感じて居る次第でございまするからして、皆樣の御盡力に依りまして、此建議案を御贊成下さるのみならず、政府をして成るべく早く、即ち來年度に於て之を實行さして貰ふことが出來ましたならば、啻に地方の――今治及其地方の者の利益でありますのみならず、戰後に於ける日本の貿易の發展の上に、鮮からざる貢獻をなし得ることゝ私は信ずるのでございます、其意味に於てどうか皆樣の御贊成に依りまして、今治を開港致したいと云ふのが此趣意でございますから全會一致を以て御贊同を願ひます。

〔拍手起る〕

○岩崎勁君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられむことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、即ち本案は議長指名九名の委員に付託するに決します。

○岩崎勁君　再び議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち此所に村松恒一郎君外十一名提出、東京市特別市制に關する建議案を議題となし、其審議を進められむことを希望致します。

〔「贊成々々」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか――御異議なしと認めます、仍て日程を變更して、東京市特別市制に關する建議案を議題と致します、提出者村松恒一郎君。

東京市特別市制に關する建議案（村松恒一郎君外十一名提出）

東京市特別市制に關する建議案

東京市特別市制に關する建議

東京市は帝國の首都にして廣袤五方里人口二百四十萬其の財政は四千萬圓に達し面積、戶口、資力に於て優に世界大都市中六位を占め啻に我か國政治經濟の中軸たるのみならす又實に東洋唯一の中心的都市たり然るに之を律するに他の小都市と同一制度を以てするか如きは決して帝都の面目を發揮し自治の本能を完うする所以に非すと惟ふに一國首都の盛衰興廢は直接に其の影響を全國地方に及ほし延て國運の消長に關する所頗る大なるものあり故に我か東京市亦速に特別市制を實施し依て以て市政を恢宏し事業を振興し其の繁榮發達を謀らさるへからす政府は宜く東京市の地位と現狀とに鑑み之に適應せる制度を定めて本期議會に提出せ

られむことを望む

右建議す

〔村松恒一郎君登壇〕

「拍手起る」

○村松恒一郎君　諸君、本案は既に各派多數の御贊成を得て提出を致しましたやうな次第で、其趣旨も大體分つて居ることでありますから、唯々一言提出の理由を述べることに止めて置きますが、我東京市は御承知の如く現在二百二十萬の人口を有して居りまして、世界の大都市に於きましても、紐育倫敦巴里を除いては、東京か伯林かと云ふ地位になつて居るのであります、然るにも拘らず、現在の市制に於ては僅かに三萬四萬の地方の小都市と同一の取扱を受けて居るのでありまして、其同一の取扱と申しますのは、御承知の如く現在の市制に於ては、總て第一次に於て府縣知事が市町村を監督し、第二次に於て內務大臣が監督すると云ふ、即ち二重監督になつて居るのでございます、是が特に大都市に於て不便を感ずるのは、どう云ふ譯であるかと申しますると、此大都市に於きましては或は、水道若くは電車、其他道路、種々の事業が澤山にありまして、其事業を進行しまするに付きましては、或は市債を起し、或は又之に對して種々の附加税を徴收すると云ふやうなことが、種々澤山あるのであります、就中此東京市に於きましては現在上水道の擴張、下水道の布設、或は又將來電車の擴張、電燈の擴張と云ふやうなこと、種々の事業が澤山にありまして、其都度公債を募集するに致しましても、一々內務大臣大藏大臣の認可を得なければならぬ、又或は使用料を徴收するとか、手數料を徴收するとか云ふやうなことでも、一々內務大臣の認可を得なければならぬのでありますが、總て斯樣な事が絕えず東京市にはあるのであります、他の大都市にも現に大阪の如きも同樣であらうと思ひますが、然るに之を一々第一次の監督廳たる府知事の手を經なければならぬと云ふ爲めに、非常に進行が遲れるのであります、府知事の手を經ます間に調査をする、それに三箇月も五箇月も要する又內務省に行つて更に調査をすると、亦之に三箇月五箇月を要するために、非常に時期を失ふと云ふ場合が屢々ある、其他斯う云ふ例を擧げますれば幾らもある、尙總て此內務省若くは大藏省へ申達する所の書類は、悉く府知事の手を經る、其都度府知事の手に於て長らく之を留められて、甚だしきに至ると半年若くは一年も、府知事の手に留めると云ふやうなことは、既往に於て實例が屢々あるのである是がために事務の進行に非常なる障害を來すのであります、或る場合には豫算實行上非常なる差支を生じ、又同時に種々の不利益を被むると云ふやうな事が餘程多い、然るに地方の三萬四萬の小都市に於ては、斯樣な事柄は甚だ稀であるのでありますから、二重監督でありましても別に不便を感じない又地方に於ては內務省と遠く離れて居るのでありますから、府縣知事の監督と云ふ事も或は已むを得ぬ事でありまするが、現在東京市に於きましては東京市內に既に內務省があるのでありますから、直接に內務大臣の監督を受けると云ふ事にすれば、非常に其事務が敏活に運ぶのである、然るに今日に於ては唯今の如く、地方の小なる都市と同じ樣な取扱を受けて居ると云ふ事は、實に非常なる困難を來すのである、事務の進行を妨げると云ふ事もあるのであります、若し極く滿足なる希望を申しますれば現在の東京府を廢して、さうして市に關する事務は悉く東京市で之を扱ふと云ふ事に致しましたならば經費の上に於ても事務の進行の上に於ても非常に利益であるのでありまするが、唯々此事たるや之を實行する上に付ては非常に種々の困難な事柄があるのでありまして若し東京府を廢して東京市に總ての事務を執らせると云ふ事にしまするときは、郡部を如何にすべきかと云ふ問題が直ぐに起つて來るのでありますから吾々に於ては今直ぐに一足飛に東京府を廢して、さうして市に關係せる東京府の事務は之を東京市で行ふと云ふ事にすると云ふことは、强ち此場合望む譯ではないのでありますが、少くとも二重監督制丈を脫して、さうして直接に內務大臣の監督を受けると云ふ事に致しましたならば、それ丈でも餘程事務の進行を見るのであります、又是は實務の方面でありますが、他の方面から申しましても、現在斯の如き帝都の下に居る大都市が、府知事の監督を受けて居ると云ふ爲めに、非常に體面上からも面白くない事情があるのであります、今日は行政系統に於きましては、御承知の如く府縣郡市町村と云ふ有樣になつて居りまするから、殆ど今日の市長は郡長と對等と云ふやうな事であります、他の地方ではそれでも宜しいのでありまするが、東京市に於ては外國の貴賓でも參られました時分には、必ず市長を訪問すると云ふことになつて居る、其市長が事實に於ては郡長と同じやうな待遇である、隨つて例へば先年の御大典の折に於ても、東京市長は縣會議長の一番最後の席に置かれまして、其後に如何なる者があつたかと云ふと、臺灣とか或は朝鮮とか云ふ殖民地の代表者が、二三人居つた丈で、一番最後の處に東京市長が置かれたと云ふやうな事もありました、是等は體面上に於ては甚だ面白くない、況や唯今申上げました通り、實務に當つては非常に差支を生ずるのでありますから、是非是は特別なる取扱を受けることに致したい、之に付きましては既に殆ど二十年來の懸案として、屢々法律案或は請願書等を、兩院に提出した事もあるのでありますが、今日迄不幸にして其目的を達する事が出來なかつたのであります、今や益々都市の事業と云ふものが多くなつて參りまして此現在の制度では、益々困難を感ずると云ふ次第でありますから、昨年の三月に於きまして東京市會に於て決議を致しまして、さうして何等か特別の制度を設けて貰ひたいと云ふ事に付て、昨年來殆ど半年以上も調査を致しまして、一つの法律案を作つたのであります、併し法律案と致しますると云ふと、又それに對して他の關聯した色々な法律上の關係もあるのでありますから、是等の事は局外者では十分の調和を圖る事も出來ないのでありますから、寧ろ是は政府に按排を託する方が宜からう、それに付て過日來政府の當局者と市の選出の代議士と、非公式に會合を致しまして、意見の交換を致しました、其結果此建議案を提出すると云ふことに相成つたのであります、多少當局者の間の意見も吾々は承知致して居りますので、此建議案が幸にして當議場を通過致しましたならば、必ずや吾々の希望を或る程度迄は達し得られることであらうと思ひますから、どうか御贊成を願ひます。

「拍手起る」

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、特に十八名の委員に付託せられむことを希望致します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議なしと認めます、仍て本案は議長指名十八名の委員に付託するに決しました――日程第十三、大阪市特別市制制定に關する建議案、提出者米田穰君――說明者白河次郎君。

第十三　大阪市特別市制制定に關する建議案（米田穰君外十五名提出）

大阪市特別市制制定に關する建議案

大阪市特別市制制定に關する建議

政府は速に大阪市に適應せる特別市制を提案せられむことを望む

右建議す

〔白河次郎君登壇〕

「拍手起る」

○白河次郎君　提出者の一人と致しまして、簡單に本建議案の趣旨を說明致したいと思ひます、本建議案の趣旨は、唯今村松君より說明致されましたる東京市の特別市制建議案と、略々同一の趣旨を有つて居ります、且又本建議案は既に各派一致の御贊成を受けて居りまするし、政府も亦略々同意を表されて之を如何に實施すべきやに付て硏究考慮中であると承つて居ります、且又此建議案と同一の意味の法律は、曾て明治四十四年第二十七議會に於きまして、議員の提案に依て衆議院は通過しましたが、不幸貴族院に於て之を否決されたものでございまして、若し政府が法律案提出の責任を執られまして、而して貴族院に於て之を通過すべく努められましたならば近く法律となり成立する見込があると存じます、此建議案は特に大阪のみを限つて提出致しましたものでございますけれども、吾々は寧ろ是は大阪東京のみに限らず、人口五十萬以上の大都市には、總て是は行ふべきものではないかと信じて居りますが、此點に付きましては特に政府の考慮を煩したいと考へます、唯今も村松君より述べられましたる如く、此特別市制は唯今の府縣制から離れて、府若くは縣より獨立すべきものと考へたものではございませぬ、唯今の府縣制の範圍內に於て成るべく事務を簡捷にして、自治制の事業施設を伸暢――擴張を致したいと、斯う云ふ考から出たものでございます、即ち一言に申しますれば所謂二重監督を廢することでございますが、分けて申しますれば五つの希望がございます、第一には現在の市制中に特例を設けまして、所謂第一次の監督を除去つて、總て內務大臣の直接監督に移したい、隨つて府參事會若くは府知事の職權に屬して居る事は、悉く內務大臣の職權に移したい、是が即ち第一の希望でございます、第二には市

若くは市長からして行政官廳に處分の申請を致しまする場合に於きましては府知事を經由致しまして、而して行政官廳に出したものでございますが、之を直接に行政官廳に出す事に致したい、第三に於きましては、唯今迄は府參事會に先づ訴願致しまして、其裁決を經た後でなければ行政裁判所に出訴することが出來なかつたのであるが、之を直に行政裁判所に出訴することに致したい、第四には國の事務で市に於て行はるゝもので、而して其處分の權限が府知事に付與されてあつたもの、又それが市に於て府と二重に行はなければならぬもの若くは府知事の認可若くは命令を俟つて行はなければならなかつたものは、是等は悉く市長の處分の權限に委任されたい、第五には市制の第百七十條に於ける所謂懲戒審査會なるもの、懲戒審査會は府の高等官――府縣の高等官と府縣參事會員の幾人かが集りまして、市長若くは市の理事者を懲戒する所の審査會でございます、斯の如きものは大都市に對する懲戒審査としては、甚だ不釣合のものであるからして、之を他の制度に改めたい、斯う云ふ五つの內容を有した所の本建議案であります、尙ほ之に付ては大阪市の實力及現に大阪市に對して如何に監督政治腐係政治が市の進歩、自治制の發達、市の事業の發達を妨げて居るかと云ふことを申上げたいのでございますが、是は悉く委員會に於ける說明に讓りまして、簡單に是丈を說明致しまして壇を降ります。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は前に委員付託となりたる村松恒一郎君外十一名提出の東京市特別市制に關する建議案の委員に、併せて付託せられむことを希望いたします。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ本案は、前の東京市特別市制に關する委員に併せ付託するに決しました、日程第十四、北海道拓殖完成に關する建議案を議題と致します、提出者小池仁郎君。

第十四　北海道拓殖完成に關する建議案

(小池仁郎君提出)

北海道拓殖完成に關する建議案

北海道拓殖完成に關する建議

政府は北海道拓殖財源の剩餘金を以て現行計畫に於て除外したる根室稚內の兩港及漁港の修築鐵道の敷設、道路の改良、治水事業等の爲更に第二の事業計畫を定め以て北海道拓殖の完成せられむことを望む

右建議す

〔小池仁郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○小池仁郎君　私は北海道拓殖完成に關する建議案の提出の理由を申上げたいと思ひます、大要は既に御手許に配付になつて居ります書類に記してございますが、尙ほ少しく補足して進んで申上げたいと思ひます、暫く御淸聽を願ひます、政府は北海道の拓殖促進の目的を以ちまして、十五箇年に亘る約七千萬圓の金額を支出して、各種の事業計畫を定めまして、明治四十三年に初めて之を實行したのでございます、而して其財源は北海道の歲入を以て之に充ててありますので、其計畫案が實行後豫定の通りに歲入を得ませぬ爲に、事業に一頓挫を來し、年々歲々本議會の問題となつて居つたのでございます、現使長官が此事に付て善後の策を立て、最善の努力を盡されたる結果として、爰に此事業計畫の改訂案と云ふものが、一つ成立つたのでございます、其改訂せられたる所の趣旨は、既に御承知の如く十五箇年の年度を、二箇年延長して、事業の內容に幾多の改訂を加へ、特に拓殖促進は鐵道の敷設でなければならぬと云ふ所から、鐵道速成の資金に對して拓殖費の中から、其資金借入に對する利子の補足と云ふ特別の例を開いたのでございます、此改訂案は大正五年十月六日前大隈內閣の閣議に於て決定せられ、而して現內閣亦之を是認し繼承して、さうして昨年の臨時議會に於て此改訂案が通過決定せられ、現に實行の途にあるのでございます、然るに此閣議の決定事項の中第五條六項に關して、卽ち北海道の自然增收――北海道の自然增收なるものが此案の實行後非常なる所の好成績を示して居ります、今試に其數字を擧げますれば、大正四年度の歲入豫算一千二百二十九萬一千二百五十六圓に對し決算額一千三百四十一萬五千四百七十六圓、差引百十二萬四千二百二十圓を超過して居るのであります、大正五年度の歲入豫算は一千二百七十萬九千二百三十圓に對し決算額が一千五百九十五萬二百四十三圓、差引三百二十四萬一千十三圓を超過して居ります、大正六年度の歲入の豫算は一千三百十六萬二千三百八十一圓であります、決算は未了でございますから、正確の數字を此所に擧げることは困難でありますけれども、北海道に於ける生產物の總價格の上から比較して見まして卽ち大正四年度の北海道の生產物總價格一億五千七十八萬四千五百四十三圓、大正五年二億二千七百六十三萬九千七百三十圓、而して大正六年度は約三億萬圓に達すると信ずるのであります、斯の如く此生產物の總價格からして、諸般の事情を綜合して考へまするに、大正六年度の歲入の決算は確に大正五年度に比較して、三割の增收を見ると云ふことは疑を容れないのであります、さう致しますと約四百二十一萬と云ふ超過額を見るに到るのであります、此外に歲出の剩餘金と云ふものもございませう、是等のものを總て加算致しますれば、少くとも八百五十萬圓或は九百萬圓に達すると云ふことは、決して疑を容るゝ餘地がないのでございます、北海道の拓殖事業と云ふものゝ財源が、北海道の歲入を使つてすると云ふことが、既に閣議の決定事項の眼目でございますが故に、其豫算の超過して居る剩つて來て居る金を利用して、昨年議會に於きまして御協贊になりましたる拓殖事業の改訂の時に、後日に繰延べる、卽ち財源の關係から後日に繰延べらるゝと云ふことに決定致しました根室稚內の二港を修築致しまして一は千島諸島勘察加との連絡、一は樺太との連絡を完からしむる趣意を以て、本案の劈頭に現政府は北海道拓殖財源の剩餘金を以て、現行計畫より除外し根室稚內の兩港を修築をすると云ふことを提出致しました譯であります、又其次の漁港の事であります漁港は北海道に於て明治三十五年以來、漁港修築の必要を認めて調査を致しましたる箇所は、約三十箇所に上つて居ります、而して其中今日迄著手せられたものが唯僅に一箇所、岩崎と云ふ處がある許りであります、北海道に於きましては此漁港を修築すると云ふことは、地元町村が修築することになつて居るのであります、北海道の如く其村を作りましてまだ年所少なく、基礎の固くない貧弱なる漁村に、此の漁港の修築事業に著手せしむると云ふことは、何時の時代であるか、實に想像するも其の時代を捉へ得ないのであります、而して唯一つ著手したるところの岩內が、明治三十九年に初めて漁港修築のことを決定して、實際に著手致しましたが、其の漁港修築の爲に同町は約九十萬圓に達する負債を負ひまして、今や殆んど破產瀕死の狀態にあるのでございます、是等の事を唯々此の儘に見逃すと云ふことは、どうしても出來ない、何等か救濟の途を立てなければならぬは當然のことでございまするが、北海道が天然の資源に富み、就中世界の三大漁場として謂はるゝ所の、漁利に富みました土地であると云ふことは、私の申す迄もないことであります、其世界三大漁場と稱へられて居る北海道に、一の漁港も無いと云ふことは、如何にも國の富を增加する上に物足らぬことを切實に感じて居るのであります、故に日本海の方面、「オコック」海の方面、太平洋の方面、此各方面に適當の土地を擇んで、沖合漁業遠洋漁業の根據設備をして、豐富なる漁利を收めると云ふことは、自給自足を唱ふる今日の場合、最も必要なる事業なりと信じたのでございます、次に鐵道の敷設と申しましたが、是は既に本院に北海道鐵道の完成の建議案が提出になりまして、今審査中でありますから、私は此理由を申上げることを省略するのでござります、但し北海道鐵道敷設中に豫定せられたる所の線路、並に鐵道網に表示せられたるものゝ中、肝要なる所のものは速に敷設の計畫を努められむことを望んで之を終ります、而して次に私の申上げますことは、道路の改良でございます、此道路に付ては少し拓殖事業の計畫に付て申上げて見たいと思ふのであります(「簡單に」と呼ぶ者あり)此計畫に依りますれば、北海道の開鑿致しまする道路が三千四百五十二里になつて居ります、而して其中國道に屬するものが百四十三里、縣道が六百十二里、之を差引しますと云ふと約二千七百里と云ふものは、里道に屬するのであります、此里道は政府で開鑿致しまする、十年の後には町村の管理に屬するのであります、其二千七百里と云ふ誠に多大なる道路が、基礎の確實でない町村の負擔に屬すると云ふことは、如何にも忍びないのであります、又北海道は御承知の如く寒氣が強いのでございますから、其路面を作りましても此道路が冬になりますと云ふと、凍つて仕舞ふ、甚だしい所は二尺も二尺五寸も下へ凍つて仕舞ふ、而して是が春になれば積つた雪が溶ける、二尺も二尺五寸も凍つた下の泥の土が溶けるのでありますから、兩方の水の爲に其道路が非常に泥濘く

なつて、遂に車輛を沒すると云ふ、馬の足も立たぬ實に酷い道路になるのであります、斯の如く酷い道路を唯々路面を造らして、之を町村の負擔に歸せしめると云ふことは如何にも忍びない所があります、故に此拓殖既定の計畫に於て、開鑿したる道路を成べく完全し、成べくそれを利用し得る程度に迄之を造上げて、而して町村の管理に致したい、さう致しますれば一面に町村の費用も輕減すると云ふ所から道路の開鑿と云ふことを、茲に揭げた次第でございます、次に治水の事業であります、是も拓殖計畫と關係を有しますから極く簡單に一言申上げて見たいと思ふのであります、既定計畫の中には河川費と云ふものが加へてありますが、治水事業と見るべきものは唯々石狩川にのみ施されて居る、尙ほ二十六の比較的大きな河に對して調查を進めてある、或は應急的の修理、護岸工事は多少ございますが、之を今此事業計畫の說明から見ますれば、二十六河川の缺潰する延長が四十六萬五千九百五十間とあります、而して既定の計畫には其十分の一、四萬六千五百九十九間と云ふものを、手を入れると云ふことになつて居るのであります、さうすれば殘る所の十分の九即ち大部分と云ふものは調查の儘手を著けずに、自然に任して居ることになる、河川の如きは諸君の御承知の通り雨の降る度に是は流域が變るのでありますから、折角金を掛けて調查した所のものは、之を放つて置けば又變つて仕舞ふ、態々其處に事業を起す時には、大きな修繕を加へやうと云ふ時には、又再び調查をやることになるのでございますから、治水の事業は一面に調查が進めば進む程、著々仕事をして行くと云ふことは、蓋し刻下の北海道拓殖の經濟を經理する上に於て、最も必要なることであると信ずるのであります、而して治水の事業は、森林の經營と相俟たなければならぬ、政府は本年北海道の森林經營と云ふものを拓殖費に加へて、是が事業の計畫を定められてあるのでありますから、此森林經營と治水事業と相俟つて致すことは、適切なる拓殖の方法を進めることゝ本員は信じて居るのであります、其他電信電話郵便等の增設等もございますが、是等のものは所管も違ひますから、是は申上げる丈の必要もありますまいが、要するに北海道拓殖を促進すると云ふことは、今日世間に唱へられてある所の食料の問題とか、其他鐵の問題とか、色々自給自足と云ふことが、盛に唱道されてありますが、北海道生產物增加の割合から考へても、國富增進の上に北海道拓殖の促進は一日も忽せにすることが出來ぬ、而して北海道事業を經營すべき財源が、新に餘裕を生じて來ましたから、茲に第二の計畫を立てゝ北海道拓殖を一日も早く完成したいと云ふ趣旨を以て、本案を提出致しました次第であります、願はくば諸君の御審議を以ちまして御贊成あらむことを切望して止まないのであります。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は中西六三郎君外二名の提出北海道鐵道完成に關する建議案の委員に、併せて付託せられむことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、故に動議の如く決しました、日程第十五、倭姫命奉祀に關する建議案を議題と致します、提案者天春文衞君

第十五　倭姫命奉祀に關する建議案（天春文衞君外八名提出）

倭姫命奉祀に關する建議案

倭姫命奉祀に關する建議

皇祖天照大神の御杖代として　神宮鎭座の洪基を定め給へる倭姫命を奉祀する爲政府は速に神宮を創建すへし

右建議す

〔天春文衞君登壇〕

〔拍手起る〕

○天春文衞君　私は此倭姫命の奉祀に關する建議案の大要を、謹んで諸君に申上げまして、速に御贊成を希望するのであります、抑々倭姫命と申奉るは、諸君御承知の如く、垂仁天皇第二の皇女で在まして其御事蹟と申しますものは、日本書紀或は古事紀或は古語拾遺、其他の國史に載せて明かなものであるのでございます、此命が垂仁天皇の御宇に當りまして　皇祖天照皇大神の御神靈を奉戴せられて、御鎭座の大宮地を定めさせられむが爲に、女性の御身を以たせられまして、櫛風沐雨數十年の間諸所を經歷せられまして、遂に伊勢國五十鈴の川上に、萬古不易の　皇祖奉祀の大本を確立し給ひたることでございまして、其御功績の偉大なることは今更私が申上げる迄もないことでありますが、實に此命の御功績と云ふものは、大御饌供進の事、或は御贄處を志摩國に覓めさせられまして、或は鰒を製する法を勸められるとか、或は機殿を起して紡績の道を教へられましたとか、御贄處には漁業を神田に又農事を獎勵遊ばされたる等、是等固より　皇祖大神の御料に供せられたることは勿論でございますけれども、一面之に依つて人民に生產の忽諸に付すべからざるを示し給ひたるものであるのでございます、殊に　神宮重大の儀式制度は概ね命の深き思召に出でまして萬古易らざる所の典禮を遺された所のものであるのであります、又三歲の兒と雖も能く承知して居りまする所の日本武尊が、東夷御征伐の際帶ばせましたる所の草薙の御劍、或は火燧等は此の倭姫命が授け在ましたものであるのでございまして、斯の如き顯著なる所の御功績のあるにも拘らず、命を奉祀する所の宮殿が、今日まで建造せられてないのであります、誠に恐懼に堪へざる事であります、敬神崇祖は我國體の淵源でございまして、帝國臣民の一日も忽にすべからざることは、敢て多言を要しませぬことでございます、現に皇室に於かせられましても、命の薨去の傳說地と致しまして、古史に在る所の尾上山の峯の附近なる大和町と申しまする所に、若干の地を御買上になつて、御保存になつて居る次第であるのでございます、斯の如き歷史上顯著なる所の命の宮殿を、今日まで創設致しませぬと云ふ事は、實に畏れ多い次第でございまする故に、此度又此建議を爲しました、政府は宜しく速に宮殿を建設せられん事を希望するので御座います、其他詳しき事は委員會等に於きまして述べまするで御座いますが、大要右樣の次第で御座いまして國民崇敬の忱を表しまするに付きましても、速に此命の宮殿を建設せられん事を希望して已まぬのでございます一言申上げて置きます（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は、本員外十三名提出の神祇に關する特別官衙設置建議案の委員に、併せて付託せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て本案は神祇に關する建議案の委員に併せ付託するに決しました、日程第十六、神戸市內鐵道改良急施に關する建議案を議題と致します、提出者坪田十郎君

第十六　神戸市內鐵道改良急施に關する建議案（坪田十郎君外二名提出）

神戸市內鐵道改良急施に關する建議案

神戸市內鐵道改良急施に關する建議

神戸市は比年異常の急速度を以て發展し現在の趨勢を以てせは世界の大市場として東亞の商權を把握するに至るは蓋遠きに非さるへし從て海陸の設備を完成し以て交通の利便物貨の運輸に遺憾なからしむるは目下の一大急務たり

而して港灣の設備は近時著々として其の進程を見つゝありと雖之と連絡すへき鐵道施設の改良未た其の域に達せさるのみならす市內を貫通せる線路は市の中樞たる殷賑區域に橫はり嚴然として一隔壁を爲し明治七年建設當時の舊態を存して交通往來の利便を妨け商品貨物の停滯を來し延て商取引の上に重大なる危險と阻害とを釀しつゝあり

政府は宜く速に之か調查を遂け以て改良の實を擧けられむことを望む

右建議す

〔坪田十郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○坪田十郎君　本建議案の理由と致しまして其概略を申上げます、暫く御淸聽を願ひます、諸君の御承知の通り神戸市內の鐵道と申しますものは、明治七年の起業でございます、當時は殆ど神戸は漁村と云ふても宜い位であつたのでございます、又明治初年の事でございますから、技師も至つて幼稚であつたと思ふ、承ります所に依りますと、橫濱東京間の鐵道技師が偶々來つて監督をして居つたと云ふこともある位であるさうであります、故に楠公前より起りまして東三の宮驛、即ち僅か一哩足らぬ處に於て殆ど一丈の高低があるのでございます、又三の宮より東市部境には目下灘驛と云ふのが出來て居りますが、此間是も一哩でございますのに、一丈四尺許りの高低があるのでございます、爾來其鐵道に付きましては更に改良を加へませぬ、次に此兵庫驛は明治二十一年に山陽鐵道株式會社が起りまして創めましたものでございます、是が西に向つて參りまして、其後數年の間山陽鐵道會社が目下の神戸驛へ連絡を著けたのでございます、目下是が國有になりまして

本線で兵庫驛より海陸連絡の爲に、和田線が支線になつて居ります、東は西灘と云ふ所から神戸築港へ海陸連絡の爲め、東の方は高架に起り、西の方は沿岸海陸交通の頻繁な處は、海陸連絡船即ち海陸の交通斷絶線になつて居るのでございます、目下此神戸市内に在ります所の鐵道が八哩三十鎖でございます其間の踏切の數が七十二箇所、其二三の交通の妨害貨物集散の困難な事情を申上げたうございますが、此柳原踏切と申しますものは、西より神戸に入ります國道でございます、此踏切に客車及貨車が一日百十八回通過するのでございます、貨車の入替と客車の組立とに因りまして一日三十回、十分以上十五分間は踏切を閉鎖致して仕舞ふのであります、次に有馬道の踏切です、是は神戸市の有馬道と申しますと北有馬、三田を經て丹波に通ずる道でございますが南北道路と申しますのは是れ一本切りでございます二里半の神戸市に於きまして、南北道路と申しますのは此外には無いのであります、是が神戸驛に直ちに接續して居る踏切でございまして、此に通過しまする汽車の回數は百二十回であります、是れも構内より貨車の入替と客車の組立の爲に、特に閉鎖致しまする數が、日に二十八回であります、時間が十五分より長きは三十分間閉鎖をして居るのでございます、次に神戸で最も殷賑なるところは相生橋でございます、是れは御承知の通り川に架つて居るところの爲にあらずして、即ち人道が高架になつて居るのでございます、二丈五尺の高さで最も急に出來て居りまする爲に、貨車の運搬等は三分の一より積めないのでございます、それが爲めに兵庫及神戸の中樞より參ります、荷物は、全部宇治川へ廻りますのでございます、而して此の宇治川は神戸驛より初めての踏切でございまして一日汽車の通過しまする數が百二十三回でございます、其の他に前同樣に矢張貨車の入換と、客車の組立に依りまして、回數以外に踏切を閉鎖致しますことが三十回になつて居るのでございます、時間は十五分以上二十分閉鎖を致しますのでございます、先づ今申上げましたる三箇の踏切が、最も人馬交通の盛な所でございまするが、時に依りましたならば、一方に車馬が少なくとも五十車位は何時でも並んで居る、斯う云ふ有樣でございます、又此神戸市内に於きまして七十二箇所の踏切中に、踏切を交叉し、番人が附いて居りますのは三十三箇所より無いのでございます、其他三十九箇所と云ひますものは踏切番も無い爲に、或は汽車に轢殺され、或は跳飛ばされ、其危險と云ふものは云ふべからざる慘狀なのでございます、御承知の通り神戸市も愈々繁榮になりまして、目下神戸市へ集散致しまする貨物と申しますものは、內國より四百萬噸外國より六百萬噸、以上一年平均、數年參つて居るのでございます、其三分の一と申しますものは、殆ど汽車と海との間を、人と車に依て運搬されて居るのでございます、實に其被害と申しますものは甚しいものでございます、神戸市に於きましても今より三年前に市區改正常設委員を設置致しまして、此市區の改正を研究致して居りまするが、此東西二里半もあり、南北は御承知の狹き所は五六町、廣き所でも二十町より廣い所は無いのでございます、全く帶を敷いたやうな所でございます、其眞中に最も不規律に或は高く、或は高架になつて居る所もあるやうな汽車でございますから、市區改正の方法等に依ても、殆ど手の著けやうが無いと云ふ有樣でございます、御承知の通り明治の初年より今日までの神戸市の發達と申しまするものは唯々內外貨物の集散地として發達し來つたのでございます、然るに目下の狀態は殊の外の此汽車の爲に總て困難を致して居ります、要するに神戸市が貨物の集散運搬の困難より見ましても、亦吾々が交通の妨害と危險とに依りましても、亦國家交通の政策より論じましても、帝國の體裁と面目上より見ましても、是非此鐵道の改良は焦眉の急務と存じて居るのでございます、幸に是が改良は獨り神戸市の利益のみであるまいと思ひます必ず國家の利益も亦大なるものと信じますのでございます、何卒十分御審査の上御贊成あらむことを御願ひ申します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられむことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ、本案は議長指名九名の委員に付託するに決しました。

○岩崎勳君　日程第十七、山田琴平間鐵道建設に關する建議案は、是が説明を爲すべき白石直治君の都合に依り、一時延期の動議を提出致します。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議には他に御異議は無いと認めます、仍て延期に決します――日程第十八、葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案を議題と致します、提出者高田耘平君。

第十八　葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案（高田耘平君外一名提出）

葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案

葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議

政府は葉煙草耕作組合に相當の交付金を下付せられむことを望む

右建議す

〔高田耘平君登壇〕

〔拍手起る〕

○高田耘平君　私の提出しました案は、葉煙草耕作組合へ交付金を下付することを必要とすると云ふ案でございます、此案を説明するに當つては、勢ひ煙草專賣收入の我國の歳入に於ける位置が、如何であると云ふことを攻究する必要があらうと思ふ、大正七年度に於ける煙草專賣事業の純益金の豫算は、六千六百萬圓に達して居りまして、經常歳入六萬四千圓の一割強、租稅歳入三億六千萬圓の六分の一強の收入を占むる所のものでございます、即ち所得稅の六千六百萬圓と略々同額の收入か煙草專賣事業に依て得られるのでございます、此非常なる歳入に關係のある、其基礎たる葉煙草耕作事業の現況が如何であるかと云ふことは、餘程考慮しなければならぬ問題であらうと思ひます、そこで今此現況を調べて見ると云ふと、若し本年度の葉煙草耕作の狀況が凶作にでも際せば、或は耕作者は全滅すると云ふやうなる悲境に在ると云ふことを申上げて置く必要があるのでございます、それは統計の上から明かに示さるゝ事でございます、少しく數字に亘りまするけれども、耕作段別及數量の減ずる事を申上げますれば十箇年前なる明治四十二年度に於ての全國の耕作段別は、二萬九千町歩でございます、而して其量目が一千九十九萬貫、越えて大正三年是が最も耕作の增加した年でございます、此年が三萬六千町歩、量目が千五百十九萬貫と云ふものに達しました、所が大正六年度に至つて、是はまだ決算ではございませぬけれども、收納が略々終了しましたから、決算とも略々見られます、其の段別が二萬七千町歩、量目が千九十六萬貫でございます、此の六年度の決算を――略々決算を同年度の豫算と對照致しますると、段別で約一割、二千七百五十六町歩を減じ、量目に於きまして亦七十四萬四千貫を減じて居る次第でございます、そこで大正七年度の現在に於ける見込であります、まだ耕作には著手致しませぬけれども專賣局に於きまして調査致しましたる所の現在に於ての見込を調べて見ますと、耕作段別が二萬六千三百七十四町歩、量目が千三十八萬貫と云ふものになつて居る之を過般決議致しましたる所の特別會計の豫算にある、豫算面に對照すると云ふと、段別に於て四千百七十七町歩、量目に於きまして二百四十三貫匁を減じて居る詰り決議したる豫算と、今日專賣局に於きまする見込とを比較すれば、段別に於て一割三分の減、量目に於て一割九分の減となつて居ります、更に又此七年度の現在の見込高を、十年前の明治四十二年に比すれば、段別に於て三百町歩、量目に於て六十一萬貫を減じて居る、さうして此七年度の見込額を、最も耕作の多かりし大正三年に比すれば、段別に於て一萬町歩量目に於て四百八十一貫匁を減じて居る、詰り大正三年度よりは、段別に於て三割三分、量目に於て三割を減じると云ふ現況になつて居る、そこで此の如く段別も非常なる減を爲したと云ふ理由は何であるかと云へば、要するに一方は益々物價が騰貴です、詰り畑作物の大豆小豆、陸稻、其他の一般の農作物が非常なる騰貴を爲したのに拘らず、葉煙草の値段が之に伴はずして甚だ僅かなる値上の狀況であるからであります、今之を十年前の明治四十二年から大正六年迄の、一貫目當りの價格を調べて見ると云ふと、是は決算でございます、四十二年の一貫目當りの賠償價格が九十四錢四厘、大正元年には一圓十三錢四厘、大正二年には一圓二十七錢六厘、大正三年度が一圓四錢、六年度になりましては、少し增加して一圓二十錢四厘であります、併ながら大正二年のそれに比すれば、一貫目當りに於て七錢二厘から賤いのであります、それで大正七年度の見込は一圓三十五錢七厘、之が二年度の決算に比して僅か八錢一厘高い丈である、外の物價は五割或は十割の收穫を農事上得つゝあるにも拘らず、此煙草耕作に於きましては、大正二年度の決算と殆ど同一の収入より得能はざる現況でございますからし

て、耕作段別の年々減少すると云ふ事も、實際に於て無理ならぬ事であらうと信じます、それのみならず煙草耕作なるものが、官廳の干渉所謂檢査收納等に非常なる手數と煩雜を要しますからして、同じ利益を以ては農民が之を嫌ふのも亦當然でございます故に本年度豫算は純益六千六百萬――大正七年度の豫算は六千六百萬圓でありますけれども、今日の儘で放棄して置きましたならば、到底國家が豫定の歳入を得ることが不可能であると云ふことは、此處に略々斷言することが出來ると思ひます、其場合に於きまして、如何にして之を救濟するかと云ふことになりますと云ふと、賠償價格を上げると云ふ、詰り一貫目一圓三十五錢七厘當りを、之を是れ以上に上げると云ふことが、最も捷徑でございませうけれども、併し中々容易なものでない、併ながら專賣局は此煙草の問題に付ては、今年度内に於て何とか値上の方法を講じなければならぬものであらうと思ひます、それと同時に此葉煙草耕作人が組織する、葉煙草耕作組合なるものに向つて、國家が相當の交付金を下付すると云ふ事が、一方賠償金を上げると同時に耕作上の方に於て當然執るべき所の處置と信ずるのでございます、そこで組合の事業はどうであるかと云へば、此組合の事業に對しては、何等法律或は命令がございませぬ、併しながら大藏省が此組合に對して一種の準則を示して居る、其準則に依て各地方に於て耕作組合が組織せられたの　あります、其事業は何であるかと云へば、詰り「煙草耕作ノ改良發達及法令違反ノ豫防ヲ圖リ併セテ耕作及納付上ノ便益ヲ圖ルヲ以テ目的トス」と斯う書いてあります、即ち煙草專賣事業に於て、政府の機關として今日に於ては一日も缺くべかざるものになつて居るのでございます、そこで此機關に對して國家がどう云ふ補助をして居るかと云へば、今日まで少しも補助も何も無いのでございます、一方國税の徵收に付きましては國家より市町村に對して百分の二の取扱交付金及び令書一枚に對して二錢の下付金を出して居るのであります、尚又織物組合に對しましても過般提出されましたる法律に於きましては相當の補助を支出するの案がございました、勿論此の案は本會に於て否決されましたけれども、併ながら此交付金の問題は本會に於いて否決するの意味でなくして、他に織物税法改正の點に於いて不備の點がある故に、同時に否決するの已むを得ぬ運命に立至つたのであります、詰り此織物組合に向つて、相當交付金を支出することは、本會が二三度建議案として提出したことに承知致して居ります、此の意味に於きまして、詰り市町村役場に向つて國税の交付金を交付すると同樣の意味に於きまして、葉煙草專賣事業に於て、一日も缺くべからざる機關に對して、國家が相當の交付金を下付することは、最も當然であらうと信じますと同時に、今日に於きまして、是等の方法を以つて耕作者を優遇するにあらざれば、葉煙草耕作は或は余減するの悲境に陷ることなきを保し難いのであります、此の問題に付きまして聞く所に依れば、政府に於きましても織物組合に交付金を下付する法律案を編成する當時に於いて、大藏省部内に於て問題になつたさうでございます、併ながら何か法規上の關係よりどうも今日直ちに下付すると云ふことは出來ないと云ふのが理由になつて遺憾ながら大正七年度の豫算に編入にならなかつたかの如くに聞いて居ります、成程今日の法律の儘では交付金を下付すると云ふ事が出來ないとすれば、相當法律命令の改正を爲して而して交付金の下付をすると云ふことは、國家の爲すべき事であらうと存じます、其金額に付て如何と顧みれば、私の調べました範圍に於きましては、各地方に依て組合の負擔の金額を異にして居りますけれども、一段步に付て五十錢位であらうと思ひます詰り大體三萬町步と見まして十五萬圓の金を煙草專賣の特別會計より支出すれば足りるのであります、御承知の通り大正七年度の煙草の專賣の收益は、六千六百萬圓であります、此中より十五萬圓を支出して耕作の獎勵、收入の監督、及び各犯則の自戒を爲さしむると云ふ事は、吾々は當然爲すべき事と存じます、どうぞ諸君に於かれまして、小にしては耕作人に利益あり、又大にしては、國家の經常歲入の六分の一を占めて居る所の、此專賣事業の基礎たる葉煙草耕作事業に對する補助に付て、十分に御贊成あらんことを希望致します。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、特に十八名の委員に付託せられむことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ、議長指名十八名の委員に付託する事に決します――日程第十九、久留米大分間鐵道建設に關する建議案――提出者一宮房治郎君。

第十九　久留米大分間鐵道建設に關する建議案(元田肇君外三名提出)

久留米大分間鐵道建設に關する建議案

久留米大分間鐵道建設に關する建議

一福岡縣下久留米より大分縣下日田及森町を經て大分に至る鐵道

右は九州大分北部を縱貫する軍事上産業上極めて重要なる鐵道なるを以て政府は速に相當の措置を採り其の建設に著手せられむことを望む

右建議す

〔一宮房治郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○一宮房治郎君　久留米大分間鐵道敷設に關する建議案の趣旨を極く簡單に申述べます、此の建議案は既に數年前に本會議に於きまして、滿場一致を以つて可決された所の建議案であります、又鐵道院に於きまして、既に其の實測をされて居る鐵道でありまするが何か豫算の都合上、まだ今日迄其の敷設に從事されて居ない鐵道なのでございます、其の趣旨は極めて簡單でございます、詰り軍事上並に經濟上、此の鐵道は甚だ急設を要すると云ふことなのでございます、此の鐵道の兩端に成りますところの久留米は、御承知の如く師團所在地でございまして、又他の一方の終點である所の大分は、九州東海岸に於ける最も交通――我商業の中心たる大阪其の他と交通上最も良港を有する所の土地でございます、詰り良港でございまして、又瀨戸内海の鎖鑰と致しまして又太平洋に面して海防上最も必要なる土地であるのであります、此海防上最も必要である所の大分方面と、師團所在地である所の久留米を連結すると云ふ事は、帝國の國防上に於て最も急務であると私は信ずるのでありますのみならず、其沿線の大分縣下玖珠郡森町に於きましては、九州の十八師團及十二師團、進んでは下の關に於きまする所の要塞砲兵其他の演習地がありまして、最も九州に於ける軍事上必要なる地點となつて居りまして、此等の師團が毎年代る〲此土地に演習をやつて居ると云ふやうな次第でございます、平時に於きましても亦國家非常なる場合に於きましても、此鐵道の軍事上急設を要すると云ふ事は、是で明かなる事實でございます、又産業上に於きましては、久留米は御承知の如く北九州に於ける最も産業上重要なる土地でございます、所が此久留米から致しまして海港に出まするのには迂曲して福岡門司其他に出なければなりませぬので海陸の連絡設備が今日では甚だ不便でございます、之を吾々が今建議して居りまする所の久留米からして、大分縣下森を經て大分に連絡をする事になりますると云ふと、大阪其他に對する交通が甚だ便利になりまして、運輸其他に於ても非常に便利なる地に――久留米及北九州の久留米附近の地は便利を受けるのでありますのみならず、此鐵道の經過の土地であります所の大分縣下の北部は、所謂九州に於ける水力電氣の中心地でございまして、産業上最も重要なる地位を占めて居ります、又大分縣下大分市は、最近に於ける非常なる水力其他の事業が勃興して參りまして、現今福岡に於きましては、既に動力の餘裕がないのでございまして、福岡附近の産業は今や將に此大分に移らむとして居るのでございまして、而已ならず此電力事業は悉く福岡と大分とは密接なる關係を持つて居りまして、此兩地を聯絡すると云ふ事は、産業上非常に必要な事になつて居るのでございます、勿論此鐵道の敷設に付きましては、沿線に困難な土地もございますからして、多少の經費を要する事でありませうと思ひますが、軍事上經濟上斯る有利な土地を結合し、又其經過する地方は繁榮なる地方が尠くないのでありますからして、鐵道營業上に於きましても決して悲觀すべき狀態ではないのでございます、斯る重要なる鐵道でございまするから致しまして、成べく速に政府は之に著手せらるゝやうに、滿場諸君の御同情を願ひます(拍手起る)

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられむことを願ひます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ、本案は議長指名九名の委員に付託する事に決します――日程第二十、鐵道建設に關する建議案――委員長根本正君。

第二十　鐵道建設に關する建議案(根本正

君外五名提出）（委員長報告）

〔根本正君登壇〕

〔拍手起る〕

○根本正君　諸君、鐵道建設に關する建議案の委員會の審査及結果を御報告致します、本建議案は水戸より郡山に達する鐵道でありまして、委員會に於ては四回會を開きまして、政府委員も出席されまして十分に審査を遂げました、此の鐵道の初めの方の中勝田大宮と云ふ間の中の、管谷より大宮と云ふ所が私設鐵道に許されてあります、故に審査の結果、水戸と云ふ文字を大宮と云ふ二字に變更致しまして、即ち修正になりまして、滿場一致を以つて可決になりました、政府當局に於きましても、本建議案に對しましては尚ほ此上の審査の上夫々手續を運びたいと云ふ意味を申されました、而して本建議案に就きましては、四回も審査の爲に會を開きましたから十分に御報告申上げたい譯でありますけれども、議長の御許しを受けて私が此處で御報告しやうと云ふ要點は、却て速記に殘して、皆樣が緩くり御覽になつた方が宜からうと思ひます、唯一言附加へて置きたいことは、此建議案の線路は大正四年の五月一日に於て、鐵道院が敷設すべきものであると云ふことを官報で公告をしたにも拘らず、同月二十二日に於て之を取消した所の一大問題があります、此事に就きまして政府委員に質問して見ました所が、前內閣の時に質問した時分には、其月日は申しませぬでした、前當局者に於ては此質問の時分に、出願のない中に何故質問をしたかと云ふ答辯で、其時には月日を表はしませぬでしたが、此度聽きますと、大正四年五月十二日に質問したのに對して、十六日の答辯には、出願中であると云うて、前內閣の當局者は答辯をした、即ち强辯であつたのであります、此度聽きますと、出願の鐵道院に著しましたのは、五月二十二日であつた、して見ればそこに十日間の間があります、斯の如き事に就きましても、應答と云ふことを茲に申上げると、却て諸君の貴重なる時間を費しますから、其要點も重大なる關係ある問題は速記に移すことにしますから、滿場の御賛成を得て、本建議案は速に可決あらむことを希望致します。

（參照）

『○委員長（根本正君）　是より鐵道建設に關する建議案の委員會を開きます、本案に付きましては私が既に本會で其理由は述べました通り、大正四年度より始つて、大正八年迄に此水戸より郡山迄の入口たる所の勝田大宮間の十三哩と云ふものは、此五箇年間に完成すると云ふことになつて居るのであります其起原と云ふものは、第二十七議會の議事速記錄にも明瞭になつてあるので、此線路の東北に於て最も重大なるものである、即ち水戸より大宮を經て山形大子、棚倉、石川、淺川を經て郡山へ行くと云ふ線路であります、此線路に付きましては明治四十四年に於きまして、委員會に於きまして、即ち此議事錄の第五類第六十號で、即ち明治四十四年三月十三日の委員會に於て、此委員會を開いた時に、即ち時の副總裁平井晴二郎君が此所に明言されてある「全體此線路と云ふものは、鐵道院に於きまして郡山より水戸方面と云ふものは必要なものであると云ふので此白河から棚倉を經て高萩へ出る線路と云ふものを一度調査をしたことがある、併ながら今根本君から御話もありましたが、此線路は餘り滿足なるものでない」即ち此高萩の方へ行くのが滿足でない、斯う言つて居る「然るに之を棚倉から水戸に直行させたいと云ふ考であります」即ち此建議の適當なることを明言された「今根本君の御述べになりました御趣意も一方速成と云ふことが御希望であります、是の趣意と云ふものは政府でも認めて居るが、尚ほ此度の建議は速成を御希望になる、此點に付ては政府も今申上げた通りでありますから、近き將來に於て此線路を調査する考であります、無論反對をしないのみならず同意でございます」斯う云ふ風に至極此線路は必要なものである、物產は實に農產物で種々樣々なる農產が出る、殊に此邊は煙草が名地で既に御料の煙草も出る、或は薪炭鑛物と云ふやうなものが出るので、政府が是非架けなければならぬと云ふことは、明治四十四年に鐵道院に於て、最も誠心誠意公平なる職務を執られた平井君が此處に明言されてあるのであります、故に一通りの調査でなくして、明治四十四年に於きまして平井君が此處に答辯されて、間もなく時の技監今の工務局長とか云ふ者、其上に居る鐵道建設に付て最も幹部に當つた石丸重美君があつた、此方が自ら出張されて水戸より郡山迄と云ふものを通つて、さうして此平の方へ抜けて、凡そ一週間程掛つて風雨を冒して自から踏査された其結果實に平井君が豫て議會に於て答辯した、證明したのみならず、最も大切なるものであると云ふことに思はれて、それより此測量と云ふことが始つた、それが大正一年二年と云ふやうな頃に、一度のみならず二度迄も測量をして、さうして此線路の益々大切であると云ふことが、第二十八議會に於きましても、政府が同じやうに此處に答辯をされてあるのであります、其時の政府委員は矢張平井君と山之內一次君であります、山之內一次君の答辯の中には「此水戸から白河若くは郡山附近に參る鐵道は、線路網にも揭げて置きました通りである、多少小さな比較線はありますが、比較線路も色々調べて見た、水戸より郡山方面に至る鐵道は敷設して然るべきであると云ふことは、政府に於きまして考へて居る、昨年來鐵道網に入れて居ります、而して唯今根本君の御考の通り測量を致しますから、實は」云々と斯う云ふ風に第二十八議會に於ても明言されてあるのであります、それから其後又大正三年の第三十一議會に於ても、是は政府委員で其時の鐵道院總裁である床次竹二郎君が、明瞭に茲に答へてあるのであります、色々ありまするが「今申上げる如く一定の豫算の範圍內に於て遂行致す考でございまして、隨て一も新事業と云ふものは要求致して居りませぬ、唯々併し輕便鐵道費の中で豫算の許す範圍內に於て、幾分新線路の實測を致す考を持つて居ります、是迄既に決定されて居るもの丶外に、それは大曲盛岡間、野邊知大湊間、米子野村間、鳥取智頭間、それから北海道の音威子府の稚內間、留萠と增毛の間、山形縣の山形左澤の間、青森縣の河邊木造の間、それから高知縣で山田と高知須崎の間、それから茨城縣で大宮と勝田の間、是丈は御覽の如く甚だ窮屈な豫算でありまして何れ當局者と致しましては大正四年より相當の計畫を立て丶進行になるやうに希望を持つて居ります」斯う云ふことが書いてあります、それから其外にも愈々大正四年となつて、總豫算の中にも即ち此輕便鐵道の既定と追加と云ふやうなものが、茲に豫算の中に現はれて居りますが、御承知の通り、此輕便鐵道は政府の手心をやると云ふやうなことも出來るのであるからして、斯の如く明治四十四年以來建議が出て、其度毎に政府は贊成をして、大正四年から始つて大正八年迄には是は出來上ると云ふ計畫であつたのであります、然るに此大正四年になつて出來なくなつた、それは本會で申しました通り、時の總裁の添田君が之を中止することにした、其年の五月一日に於て仙石總裁は房總線でやらせることが官報に告示になつた、然るに六箇月後に於て急に止めるやうになつた、是は大隈內閣でも仙石君の時代迄はやることにしてあつた、何故に延期されたかと云ふと、之を水戸鐵道に許可しなければならぬと云ふ事實であるのです、其水戸線が水戸郡山線を全部するならば宜しいが、勝田大宮間十三哩餘の途中で菅谷大宮と云ふ僅に其一部分を許す、是は即ち添田君が未だ願書も出ない、願書が大正三年十二月二十一日に出て、さうして之を許すと云ふのは前からやつて居つた、斯う云ふ實に不都合な線路であるのでありますから、現內閣に於きましては斯の如く理由のある事を能く御調査になつて、速に元の見込の通り起點は何れとしても水戸から郡山に達する線路を速に起工されたいと云ふ建議であります、私は茨城縣の一部を說明することでありますから、福島縣に關しては提出者の一人より詳しく事情を申述べて其上に政府の御意見又は委員の御質問を伺ひたいと思ひます』

『○石射文五郎君　此福島縣の方は水戸と比較すると哩數が長い、三分の二は福島縣に屬するのであります、此地方は國道が東北本線に指定されない以前は、矢張此方面も國道同樣に交通頻繁でありまして又昔は東北方面の大名は此方面の道を能く通行したものであります、併し國道が東北本線に沿うて指定されました結果、縣道になりましたが、道路の沿革及沿線の物資から云ふと、中通りの本線と繁榮の程度は之に讓つて居りませぬ、今日鐵道が中通りになつて、此方面は遲れて參り又物產も衰退する傾になりました、此方面の物產は久慈川沿岸の穀類、それから八溝山と云ふ東南北二十五六里ある山がありまず、此山麓には悉く鑛山がありまして、昔は山麓全體に鑛山が開けて專ら金銀を產して居りました、近來交通不便の爲に運輸に川難を感じまして場所に依ては日立鑛山の煙突が見えて居る所でも、駄馬で數十里送るやうな不便があります、そこで收支相償はないので僅か十二三の鑛山の經營をするのみであります、併し全體を通じて十四五里の間には、試掘探掘の特許を受けて居るものが澤山ありますから、此度鐵道が敷設せられたならば、此方面の鑛物も採掘

されて事業も起ると思ひます、それから白棚鐵道が三四年前に出來ましたが、輸送力の不十分なるが爲に新炭さへ出せないで、豫期の鑛業が開けない、段々白棚線の終點から水戸の各地の村落に掛けて石炭が近來發見されまして、二三箇所狸堀同樣で掘て居ります。是も交通の便が開けると多大の産額に上ると思ひます、それで圖面で御覽になつても、常磐線と仲通りの本線との間は餘程ありますので、其間に今日の所、荷車も道路が不完全で通らないので駄馬で輸送をする形になつて居ります、此地方は不幸な境遇に居りますから、之を一度開通すると、豫想以外の産物が搬出されると思ひます、尙ほ鐵道院の人々の話を聽くと、此線路は相當收穫のある線路になつて居ると云ふことでありますから、此際皆さんの御贊成を得て、又鐵道院の方でも是非共敷設されむことを希望致します。

『○鈴木錠藏君　此建議案の内容及根本君の御說明を以て見ますると、歷代の内閣及鐵道院が之を必要と認めて居る、唯々前内閣に於て添田氏の時代に於て、僅か六箇月前に必要と認め、六箇月後に不必要と認めた、それが爲に此線路が添田氏時代の方針を繼承して政府が之を計畫される、斯う云ふ風に見受けますが、要するに或は此水戸から太田乃至大宮に至る私設線もあります、其他或は白棚線もある、さう云ふ私設線に競爭線となるが爲に、之を設計されないのか、或は現在の鐵道院に於ては、歷代の内閣が必要と認めたのを所謂他に比して左程必要でないと認めて著手されないのか、此二つの點を伺つて見たいと思ひます』

『○政府委員（中村是公君）　此鐵道の沿革は先程委員長から御話になつたやうな經過になつて居りますので、大體勝田から大宮までの線路は、水戸鐵道を横斷して輕便鐵道でやると云ふので、豫算も一旦組んであつたのであります、それも事實であります、大正四年から五箇年に懸かつて大正八年度で終る事になつて居つたのです、それを水戸鐵道に菅谷から大宮までの線を許した、大宮から郡山へ至る迄の線路は是はまだ計畫はなかつた、大體の水郡線としては結局必要であると云ふ事は、其當時認めて居つたのでありませうが、差當りやるのは大宮迄であつたそれから先の分はまだ計畫がなかつた、所が菅谷から大宮迄を水戸鐵道に許したから、此計畫を止めたのですな、さうして現に是は工事中でありまして、今年の六月が竣工期限になつて居ります、でありますから唯今は其方針に從つて、大宮迄のものは既に許してあつて、工事中でありますから、元の計畫通り大宮迄は出來るのでありますが、唯今では別に水戸から大宮迄出すと云ふと、全く菅谷から大宮迄やらしたと云ふ事が無意味になりますから、それで唯今の計畫を遂行して居る丈の事であります、それで大宮から郡山に達する迄の計畫は今の所ではありませぬ、それから水戸から大宮迄出しますと、丁度水戸線が太田から水戸迄ありますから、菅谷から分岐して大宮に達すると、殆んど同じものゝ樣になるのです、それで前の政府で許可してやらせて居りますから、大宮迄の事に付ては現に工事中であり、又六月には竣工すると云ふのであります、水戸から大宮まで更に鐵道を敷くと云ふ必要はない筈なのであります』

『○委員長（根本正君）　唯今政府で今年六月迄に竣工すると云ふが、まだ何も――「レール」などは菅谷にある丈で斷然出來ない、いつか出來るでせう、之を許したのは今の當局者は是は何も御承知がないのだが、實に不都合なものであると云ふことに言はなければならぬと云ふことは、何萬圓と云ふものを掛けて福島の郡山に架けたものを、安田某の關して居る所の水戸鐵道を一文も要らずに其儘に政府が利用した、斯う云ふ事になつて居ります、是は實は斯う云ふ事は言ひたくないけれども、其當時水戸から之を始めて安田にさせやうと云ふものは、太田から四名の者が出て來て運動したのである、鐵道と云ふものは――内閣の書記官長江木君の處へ行つて、江木君が之を聞いて其時分に仙石君が不在だから大園監督局長に紹介して、之に行つて賴むが宜いと斯う云ふ事であつた、之には色々の魂膽があつて、それを見ますと第一箇條に「現在の水戸鐵道を大宮町迄延長すること」是は何も安田のする仕事を町民がする必要はないけれども、さう云ふ事があるのです、第二に「延長計畫同意なき時は運動を以て勝田大宮間の敷設を全然防止せしむること但し實行に就ては幾多の方法あるへしと雖も費用を要する多大なるへし太田民相當の費用を惜まさるも安田家に於て相當經費を支出せられ度こと」斯う云ふのです、第三には「第一第二共に不同意ならは水戸鐵道を相當の價格にて太田町民に讓與せられたし」と斯う云ふことで是は一方に――是は大正二年二月の事で選擧の眞最中の時分に鐵道院へ行つて此許可を受くべきものを鐵道院に直接に行かないで内閣書記官長を賴んだ、内閣書記官長は時の鐵道院の大園君の所へ行つて、大園君と添田君と江木君と三人が協議をして、前計畫を妨げたと云ふことは事實であります、繪圖で見ますと傍のやうでありますが、中々遠いのであります、僅か八十哩に對して八哩丈したから後は構はぬと云ふやうなことは、現在の當局に彼此言へないと云ふことは明かなことでありますが、是から先は矢張政府に於ても何處其處に幾ら掛ると云ふやうなことは、鐵道院の調べも持て居ることゝ思ひますが、今は高くなつて居りまするから、斯う云ふものでは出來ませぬでせうが、勝田から大宮、其先へ行くと云ふことは、先達も私が申しました通り、大宮から大子、大子から棚倉、棚倉から淺川郡山までは造つて居ります、でありますから最初は是でありますが吾々は詰り郡山に行く方面でありますから、大宮から大子をやつて――水戸からやつて是も比較線が出來て居りますが、是は水戸の上市を通つて大宮に出て、此處に來て、之を以て東北の開發八溝山の開發は國家の重大問題であります、茨城縣の大子から棚倉に行くと、東館と云ふ所があります、其邊に行きますと米利堅粉が亞米利加の方から白河に來るものは白河から十里も先に行つて又十里も引返して、日に四十里宛も損をして居る、百五十車位のものが行過ぎて仕舞ひます、此鐵道の建議案は誰がしたかと云ふと北海道選出議員に白石義郎君と云ふ人があつたが、此方が福島縣の御出生の方で、今石射君の申された通り、建議になつたのみならず、此所には瀨戸――磁器陶器にする土がありますので、それを佛蘭西で買はうと云ふけれども、其の土を白河を經て行くと矢張一日四十哩も餘計に行きまするから、往かぬと云ふので、白石義郎君が明治四十四年に熱心になつて案を立てた、私も關係がありますから一所にやりましたが、さう云ふ問題であつたのであります』

『○委員長（根本正君）　尙ほ政府當局者に申上げて置きたいのは、此事柄は全體御兩君共に餘り御承知のないので、其不都合は前任者でありますから、是非一つ是等に構はずに本案を贊成する事に致したい前當局者の遣方の不都合だと云ふことは、官報に迄出たのでありますからそれはもう明かな事であります、御調査になるとしても、餘程其邊は御注意になつて戴かないと、甚だ其地方の發展に害をするのみならず、場合に依れば如何なる事を玆に質問をせむければならぬと云ふ場合にもならうかと思ひます、それで伺つて置きたいのは、最早過ぎたる事でありますが、水戸鐵道の出願が鐵道院に來た日を前内閣に問ふたのでありましたが、所が其日に付てはとう〳〵答辯が東京府に來た日である、茨城縣に行つた日であると云ふやうなことで、とう〳〵鐵道院に來た日に付ては答辯が無かつたのであります、是は寔に可笑しい話であります、吾々前議會に於て三十七議會に於て、質問したのであります、輕便鐵道を御許しになるのに、例へば高知須坂間の其利益は僅に四厘七毛、然るに水郡鐵道は政府の調にても利益が二分五厘になつて居る、それで僅か四厘七毛の所さへも、輕便鐵道を御許しになつたのです、其時は床次君が說明したのを承つた、然るに無法にも此利益の無いのを許し、利益のある方を添田君が許さない高知縣にて四厘七毛の處さへ許して、東北を開發する此線路に對して政府は其方を許さない、それを破つて仕舞ふ實に是は不可思議の事です、是は今日御答辯に及びませぬが、前内閣の答辯に依ると調査中と云うて居る、併し調査は疾に濟んで豫算に上る程でありますから、調査する必要はないが、吾々の答辯に向つては調査中であると言つて、其實許す、許すと云ふ方針を執つたのは何れ記錄があるに相違ない、なにも東京府に廻つたのを聞くのでない、鐵道院に來た日が大切であります、それでなければ鐵道院總裁が之を許す許さないと云ふ事を明言する筈がない、私自身添田君に十分聞いても、彼れはどうも困ると、こんなことを言うて居る、洵に不順序千萬な譯で、是等は決して現當局者が其引繼を守る必要はないと思ひます、其點を伺ひます』

『○政府委員（中村是公君）　詰り受付の日附を御知りになりたいと云ふのですな』

『○根本正君　さうです』

『○政府委員（中村是公君）　それぢや後で調べて』

『○委員長（根本正君）　是から鐵道建設に關する建議案の委員會を開きます――私から一應政府委員に御質問する事がありますが――大隈内閣の當時、即

ち大正五年二月十二日付を以て、水戸郡山線の一部たる勝田大宮間の實測を結了し、其設計完成し、豫算に計上したるにも拘らず、既定本線の起工を延期せんとするの理由を質問したるに對し、同年二月十六日付を以て前內閣の答辯に依れば水戸鐵道株式會社に於て本線敷設の希望を有し既に地方廳を經由し出願に及びたるを以て、政府は右出願の當否を決定するまで、本線の起工を延期するを相當と認めたればなりとの答辯あり、斯の如き答辯に付、更に大正五年二月十九日付を以て、何月何日出願書を鐵道院にて受理せしやと再び質問せしに、時の政府は手續中なりとの答辯を爲し、右願書受理の月日を明答せざりしを以て、本願に對しては、全く添田前總裁と安田某との私義共謀に出て、國利民福を顧みざるのみならず、法規を紊亂せしこと明白なるを以て、更に其證明を確立せんが爲め、此度前委員會に於て、鐵道院にも右願書の受付月日を質問したるに、右は大正五年二月二十六日也と中村副總裁より明答ありたり、是に於て公然始めて水戸鐵道會社の出願書が共答辯當時鐵道院に達し居らざるを知る、之に依り如何に不正不義の間に認可の手續を執られたるかを明白に知るに至れり、今茲に其の不正行爲の理由を述べ、之に對する政府當局の意見を承るの必要あり

第一何故添田前鐵道院總裁及大園前監督局長等は、未だ水戸鐵道株式會社より鐵道敷設の願書を受理せざる十日前、即ち願書の受理は二月二十六日なるに大正五年二月十二日質問に對する答辯は二月十六日付を以て、前にも述べたる如く、水戸鐵道會社に於て本線敷設の希望を有し、既に地方廳を經由し出願に及びたるを以て、政府は右出願の當否を決定する迄、本線を延期するを相當と認めたればなりとの答辯は、全く願書受付前の事にして、帝國議會を欺きたる答辯たりしことを證明するに至れり、何となれば未だ水戸鐵道會社より願書を受理せざる十日前に於て、時の鐵道院總裁たりし添田君は、如何にして會社が敷設の希望を有し、出願に及びたりと云ふ事を知り得べきや、之を知りたるは公然の願書に依らば、暗夜不正の私交不義の運動に依り、內諸認可の止むなきに至らしめたるものにあらずや、斯の如く公文公議に依れば、公事を私用し、公權を紊亂したるは、行政上決して許すべからざる事也、況や僞辯を以て帝國議會を欺きたる答辯を爲したること明瞭を得るに至りては、實に言語道斷の行政官たりし者と謂はざるを得ず、政府當局は斯の如き前當局者の虛僞の答辯ありし事に對しては、從來相當の取締を爲すの必要を感ぜざるや、第二、行政上斯の如き不正行爲の下に妨害せられたる水戸郡山間鐵道敷設に關しては、前當局者の暴政を改め、更に大宮より大子棚倉を經、郡山に達する本線の第一期線として、大宮より山方を經大子町迄速に起工すべき計畫を立てべきものと信ずる事の理由あり、即ち明治四十四年三月十三日、時の副總裁たりし平井晴二郎君は、棚倉より高萩への線は反對するも本建議案速成の意味には贊成すと明言せり、政府は同意見なりと信ずる如何、第三、大正四年五年六年の三年間に、私設鐵道敷設出願の會社數及其の願書を、鐵道院にて受理及認可の月日を承りたし、第四大正五年二月十二日余の質問に對し、同月十六日付前內閣の答辯に依れば、勝田大宮間の起工を延期せしむるは、調査の爲なりとの言なれども、本線に對しては既に測量費四千二百二十三圓三十錢三厘を支出し、調査結了のものにして、既に起工すべき豫算をも大正四年度に計上せし分にて、何等再調査の必要なきは當然なるに、調査の理由を以て延期したるは、前當局者が恣まに安田某の出願に係る私設鐵道に許可せんとの、虛僞に過ぎざるものと思惟するに足る、前當局は果して其當時實際何等かの調査を遂げたる書類を有するや如何、第五、勝田大宮間認可指令の月日、及大正四年五月一日勝田大宮間起工告示第三十二號に對し、更に中止の指令を其屬僚に示したる月日は何日なるや、此五箇條の御答辯を得たい、御答辯前一寸御注意を願ひたい事は、若し添田大園兩氏の一派が今日に殘つて居りまして、其人々が此答案に就き調査をしましたならば、正しい答辯は出來ないと思ひますからどうか現當局の信用ある屬僚に依り御調査の上、正確なる御答辯を願ひます』

『○鈴木錠藏君　其御質問は詳細に渉つて、而も五項までに亘つて居るやうでありますから、政府委員に於ても、即時に御答は六け敷からうと思ひます、故に次回までに之に對する答辯を御用意なすつて御出でになつて、其時に讓つたら如何ですか』

『○政府委員（中村是公君）　さう願ひたいものです』

それを拜借しまして……』

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り可決あらんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の御說の通り御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て本案は委員長報告通り採用することに決しました、今日は是にて散會。

午後四時二十五分散會

○大正七年三月十六日（土曜日）

午後一時十九分開議

議事日程　第二十三號

第一　市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　狩獵法改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第四　臺灣銀行法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第五　自動車事故の責任に關する法律案（高木益太郎君提出）　第一讀會

第六　山田琴平間鐵道建設に關する建議案（白石直治君外十八名提出）

第七　衞生行政の中樞機關擴大に關する建議案（金杉英五郎君外十四名提出）

第八　福井縣三國港築港に關する建議案（熊谷五右衞門君外四名提出）

第九　信越線碓氷鐵道改良に關する建議案（工藤善助君外六名提出）

第十　水産教育振興に關する建議案（奥田龜造君外五名提出）

第十一　市町村吏員優遇に關する建議案（荒川五郎君外三名提出）

第十二　津山上郡間鐵道建設に關する建議案（福井三郎君外一名提出）（委員長報告）

第十三　津山智頭間鐵道建設に關する建議案（福井三郎君外四名提出）（委員長報告）

第十四　平町小名濱間鐵道建設に關する建議案（高岡唯一郎君外三名提出）（委員長報告）

第十五　物價調節に關する建議案（村松恒一郎君提出）（委員長報告）

第十六　物價調節に關する建議案（降旗元太郎君外二名提出）（委員長報告）

第十七　物價調節に關する建議案（元田肇君外四名提出）（委員長報告）

第十八　沖繩縣特別自治制撤廢に關する建議案（奥田榮之丞君外二名提出）（委員長報告）

第十九　鹿兒島縣大島郡島嶼町村制撤廢に關する建議案（林[illegible]君外三名提出）（委員長報告）

第二十　（特別報告第百二十三號）東郷村に登記所設置の請願（委員長報告）

第二十一　（特別報告第百二十四號）元佐倉區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第二十二　（特別報告第百二十五號）元松阪區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第二十三　（特別報告第百二十六號）元水口區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第二十四　（特別報告第二十七號）古賀村を長崎區裁判所管內に編入の請願（委員長報告）

第二十五　（特別報告第百二十八號）小牛田石巻間の私設輕便鐵道を國有經營と爲すの請願（委員長報告）

第二十六　（特別報告第百二十九號）日立木村に停車場設置の請願（委員長報告）

第二十七　（特別報告第百三十號）平元鐵道速成の請願（委員長報告）

第二十八　（特別報告第百三十一號）羽越海岸線酒田秋田間鐵道速成の請願（委員長報告）

第二十九　（特別報告第三十三號）池田川之江間鐵道敷設の請願（委員長報告）

第三十　（特別報告第百三十四號）七尾輪島間鐵道速成に關する請願（委員長報告）

第三十一　（特別報告第三十六號）眞岡線鐵道延長に關する請願（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一　貴族院より受領したる政府提出案左の如し

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

一貴族院は本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

（第一號）大正六年度歳入歳出總豫算追加案

（特第一號）大正六年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

一議員より提出せられたる議案左の如し

市町村吏員優遇に關する建議案

提出者 荒川五郎君 山田珠一君

井原百介君 小山東助君

七井島山間敷設輕便鐵道茂木町經由に關する建議案

提出者 渡邊陳平君 横田千之助君

田村順之助君 秋山金也君

上野松次郎君

市町村其の他公共團體に煙草元賣捌事務委任に關する建議案

提出者 秦豊助君 齋藤珪次君

恒松隆慶君 松田源治君

粕谷義三君 天春文衞君

中倉萬次郎君 古谷久綱君

阿部德三郎君 高橋光威君

高岡唯一郎君

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

日米間の紳士協約撤廢に關する質問主意書

提出者 植原悦二郎君

對露對支政策に關する質問主意書

提出者 兒玉右二君

傳染病研究所に於ける肺ペスト豫防措置に關する再質問主意書

提出者 土屋清三郎君

〔左の報告は朗讀を經ざるも參照のため茲に掲載す〕

一去十四日議長に於て選定したる委員左の如し

海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案

齋藤安雄君 渡邊祐策君

萩亮君 鳴海文四郎君

正木照藏君 円山久内君

加藤定吉君 秋田寅之介君

高戸郁三君

名古屋太田間鐵道速成に關する建議案

三輪市太郎君 秋山金也君

宮本逸三君 奥村三樹之助君

堀尾茂助君 磯貝浩君

松岡勝太郎君 武藤嘉門君

大口喜六君

日本體育會國庫補助に關する建議案

熊谷直太君 小川平吉君

漆昌巖君 土屋清三郎君

大津淳一郎君 高木正年君

荒川五郎君 山根正次君

堀川美哉君

勞働保險法制定に關する建議案

吉植庄一郎君 成田榮信君

伊東重君 瀧正雄君

上村耕作君 小山東助君

上島長久君 木下謙次郎君

土井權大君

中越鐵道買收に關する建議案

若尾幾造君 遠藤良吉君

廣瀬鎮之君 林毅陸君

志々目藤彦君 菅野傳右衞門君

中村喜平君 渡邊陳平君

横井藤四郎君 松井文太郎君

山田正年君 鵜澤宇八君

久須美東馬君 淺野順平君

西川太治郎君 櫻井庄平君

石原正太郎君 藤井善助君

愛媛縣今治港開港に關する建議案

古谷久綱君 毛里保太郎君

高島順作君 河上哲太君

尾崎敬義君 大森與三次君

片木政治郎君 松田三德君

小橋藻三衞君

東京市特別市制に關する建議案外一件

鳩山一郎君 米田穰君

福井三郎君 井坂光暉君

秋本喜七君 小田切磐太郎君

磯部尚君 前田米藏君

上田彌兵衞君 森秀次君

田中萬逸君 森田茂君

横山勝太郎君 三木武吉君

高木正年君 飯田精一君

村松恒一郎君 高松正道君

神戸市內鐵道改良急施に關する建議案

廣岡宇一郎君 坪田十郎君

井上敬之助君 牛田唯一君

北田豊三郎君 横田孝史君

正木照藏君 松本誠之君

野添宗三君

葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案

松浦五兵衞君 則元由庸君

八田宗吉君 赤間嘉之吉君

高橋本吉君 長峰與一君

大石五郎君 吉田中君

高田耘平君 大津淳一郎君

井島茂作君 平島松尾君

河波荒次郎君 井原百介君

中川隣之輔君 犬飼源太郎君

牧野鐵九郎君 尾見濱五郎君

久留米大分間鐵道建設に關する建議案

松田源治君 山内範造君

石射文五郎君 一宮房治郎君

大藪房次郎君 佐々木正藏君

河波荒次郎君 山田珠一君

大內暢三君

一去十四日不動産金融改善に關する建議案外一件委員小林嘉平治君辭任に付其補闕として松岡勝太郎君を、東京市區改正條例中改正法律案外一件委員森田茂君辭任に付其補闕として小山松壽君を孰れも議長に於て選定せり

一去十四日辭任したる常任委員左の如し

第五部選出請願委員 南里琢一君

一昨十五日請願委員理事補闕選擧の結果左の如し

請願委員

理事渡邊祐策君（理事南里琢一君補闕）

一昨十五日委員長及理事互選の結果左の如し

海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案委員會

委員長 高戸郁三君

理事 萩亮君

東京市特別市制に關する建議案外一件委員會

委員長 鳩山一郎君

理事 前田米藏君

横山勝太郎君

飯田精一君

高松正道君

中越鐵道買收に關する建議案委員會

委員長 若尾幾造君

理事 廣瀬鎮之君

久須美東馬君

藤井善助君

葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案委員會

委員長 松浦五兵衞君

理事 八田宗吉君

高田耘平君

中川隣之輔君

久留米大分間鐵道建設に關する建議案委員會

委員長 松田源治君

理事 大藪房次郎君

名古屋太田間鐵道速成に關する建議案委員會

委員長 三輪市太郎君

理事 堀尾茂助君

愛媛縣今治港開港に關する建議案委員會

委員長 古谷久綱君

理事 松田三德君

神戸市內鐵道改良急施に關する建議案委員會

委員長 廣岡宇一郎君

理事 横田孝史君

日本體育會國庫補助に關する建議案委員會

委員長 熊谷直太君

理事 堀川美哉君

勞働保險法制定に關する建議案委員會

委員長 木下謙次郎君

理事 瀧正雄君

○議長（大岡育造君） 是より會議を開きます、日程第一、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案の第一讀會を開きます。

第一 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案（政府提出、貴族院送付） 第一讀會

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

（本案は本卷九七頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

〔國務大臣岡田良平君登壇〕

○國務大臣（岡田良平君） 御承知の通りに一般官吏の恩給法は、俸給の何分の幾つを支給すると云ふ事に規定がなつて居ります、然るに市町村立小學校教

員の退隱料は俸給何圓以上何圓以下に對して、退隱料何圓を支給すると云ふ事に、一々金額に依て規定致してございます、然るに今回俸給令の改正を致すと云ふことになりましたに依て、之に伴ひまして恩給退隱料の金額を增加致すの必要を生じて參りましたので、即ち此法律案を提出致しました譯でございます、何卒御審議の上御協賛を與へられんことを希望致します。

○荒川五郎君　簡單に二箇條の質問があります。

○議長(大岡育造君)　登壇を希望致します。

〔荒川五郎君登壇〕

○荒川五郎君　唯今議題になつて居る市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正案は、即ち教員優待案の一に外ならぬのでありますが、併し此中には同じ教員と云うても、教員の中には正教員、准教員其他代用教員、雇教員等がありまして、其教員中の正教員のみに從來は恩給を與へて優待して居つたのでありますが、茲に改正せらるゝに方つては、准教員は如何にせらるゝのでありますか、曩に市町村立小學校教員俸給國庫負擔法が出まして、同じ市町村立小學校教員とあります、其の教員の中には正教員の外准教員も含まれて居ます、是は勿論其の通りで無くてはならないので、普通に教員と言へば、准教員も含むべきものである、然るに同じ國家の法律で名稱は同じで、而も其の內容が違ふと云ふことも妙でありまするし、又准教員は正教員と同じく、之に相當な優待をすると云ふことは、極めて必要な事と思ふのであります、近年漸次准教員の數は減りつゝありますけれども、併し一方には代用教員雇教員と云ふやうなものも少くないのでありますから、若し准教員を優待し奬勵する途を開いたならば、此等無資格の教員も漸次修養し、試驗を受けて准教員となり、進んで正教員となるやうになつて、今日教員多大の缺乏を感じて居る折柄に際して之を優待し漸次有資格の正教員たらしむると云ふ事は極めて必要と考へますが、政府案の趣旨は此案には准教員は含まないのでありますか、曩きの國庫負擔法には准教員が含まれて居るが、之には含まれぬと云ふのでありますか、若し然りとすれば、准教員も之に含まれた方が至當と思ふのであります、若し單獨に准教員の地位のみにては出來ぬとしたならば、准教員では之を給しないのでも、准教員より進んで正教員になつた者は、准教員の勤務年月を通算して恩給年月に加ふると云ふ事にしたならば、准教員は進んで正教員になるやうに、教育の進步教員の補充に大に利益ある事と思ひます、彼の軍隊に於て兵役なるものは國家の義務として服するもので、官吏でも公吏でもないけれども、其兵役の年月を下士官の勤務年限に通算すると云ふやうな例もある、況や准教員は立派な小學校教員に違ひないのでありますから、准教員其者を單獨に認めて恩給を與へないとしても、准教員が正教員になつた場合は、其准教員在職の年月をも通算する事にして、漸次進んで無資格の教員が准教員にもなり、准教員は正教員に進むやうな途を開くと云ふことは、今日適當と思ふのでありますが、政府は本案改正に付て其意思は無いのでありますか是が第一であります、第二に高等の教育者――大學其他高等專門のものに付ては、漸次優待の途が開かれて、勅任教授の如きは非常に今日殖えつゝあるのであります、斯く高等教育に携はる人は、一方に優待の途が漸次開かれ又他方に於ては下級の小學校教員に對しては、此案の如き又國庫負擔法の如きものを以て、優待せられつゝあるに拘はらず、此中間にある中等教育者は全く閑却されたる感があるのであります、國家の中堅を健全に作る、此中等教育に任ずる重大なる任務ある中等教員を、政府は果して如何にせらるゝか、此際併せて中等教員を優待することに付て、政府は何か計畫せらるゝ所はないか、教育の進步發達を圖る上に於ては此中等教員も重視すべきは必要のことゝ思ひます、政府の計畫果して如何、茲に併せて其說明を求めたい、以上二點に付て政府の答辯を求めます。

〔國務大臣岡田良平君登壇〕

○國務大臣(岡田良平君)　唯今荒川君から御質問のございました准教員に關する點でありますが、此法律に於きまして、准教員の退隱料を設けると云ふ事にはなつて居りませぬ、元來准教員と云ふものに、何故退隱料の恩典が及ばぬかと申しますと、要するに小學校の教員と云ふものは正教員を以て一學級を擔任することを正則と致して居るのであります、准教員を以て之に充てると云ふことは、已むを得ざる場合に於てすることであります、是は例外の場合と云ふ立前になつて居ります、それ故に從來退隱料と云ふものは、特別の場合の外は准教員に及ばぬ事になつて居るのでございます然るに先日の義務教育費國庫負擔法に於きましては、准教員と云ふものも矢張目安の中へ入れて通算すると云ふ事に致しましたは是は主義が貫かぬではないかと云ふ御疑も、御尤の事と思ひますが、此國庫負擔法と申しまするのは、市町村の教育費の負擔を、國庫に於て分たうと云ふ趣旨でございまするに依つて、成べく町村の資力の薄弱なる所に、比較的多くの國庫支出金の及ぶやうに致したいと云ふ精神から、今の變則なる所の准教員が、學級を擔任して居りまするると云ふやうな場合と雖も、之に向つて相當の支出金の及ぶやうに致したいと云ふ、斯樣なる精神から准教員も矢張標準と致しまして、國庫支出金を配當致すと云ふことに致しました譯でございます、そこで荒川君の御說は、將來准教員に退隱料を支給すると云ふの法を設けずとも、准教員に在職した其年數を、退隱料の計算上通算すると云ふことは、適當な事ではないかと云ふ御說がございました、是は確に御說としては御尤な御說に承りましたのでございます、此點に付きましては當局者に於ても豫て考慮を致して居る事で、或は他日さう云ふやうな事に及ばぬとも申されませぬが併し是は中々復雜な計算になりまするし規定の上に於ても極めて復雜でございまするから、唯今之を如何に致すと云ふことを斷言致すことは出來兼ねて居りますのでございます、兎に角將來に向つて是は考慮致したいと考へて居ります、それから第二の御尋は、大學其他の專門學校の教授に對しては、相當の優遇の途も出來たやうである、又小學校に向つても相當の優遇の途が出來たのに、中等學校を度外に置くと云ふことは、如何なるものであるかと云ふ御尋でございましたが、勿論是は中等學校を度外に置く譯ではございませぬので、既に御承知の通りに昨年の暮に於きまして、中等學校に對する所の優遇の制も設けましたのであります、併し之を以て滿足致す譯ではございませぬに依つて、尙ほ將來に於ては此中等學校教員の優遇に關しては、當局者は十分に考慮致す考を持つて居りますのでございます。

○議長(大岡育造君)　右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第二　右議案の審査を付託すべき委員の選擧

○岩崎勳君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎君。

○岩崎勳君　委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なければ本案は議長指名九名の委員に付託するに決しました。

○漆昌巖君　東京市區改正條例中改正法律案外一件の委員會を開きたうございますから、許可を願ひます。

○議長(大岡育造君)　許可致します――日程第三、狩獵法改正法律案第一讀會の續を開きます、委員長清崟太郎君。

第三　狩獵法改正法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

〔清崟太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○清崟太郎君　委員會の顛末を御報告致します、現行の狩獵法は明治四十三年の制定でありまして、其中獵期に關する部分丈が……

○富島暢夫君　是より決算委員會を開きます。

○清崟太郎君　部分丈が明治四十二年に改正されて居ります、現在の法律中で最も不備なるものは何かと云へば、此狩獵法の如きものは、其中の最たるものであると考へて居ります、此度政府が全體に亘る改正案を提出された事は、尤もなる次第と存じまして、大體に於て此案が一般から歡迎されて居る次第であらうと思ひます、而して其改正をされたる要點は從來此保護鳥の制度を全く反對の側から規定して狩獵鳥の制度に改めた事と、夫から二十年來實際家學者の間に於て問題になつて居りましたる獵區の制度を新たに設けた事、それから料金の改正及獵區の一部分に追加を加へた事、罰則の改正等であります此改正案を見まするとまだ中々完全なる域所ではない、不備の點が多數あると思ふのであります、併ながら之を一々修正審議致しまするとと云ふと、此會期切迫して居る場合に於て、到底貴族院までの通過を希望することが出來ませぬ、不成立に終ると云ふことを遺憾に思ひまして、修正無しに大體に於て原案を認めた譯であります、此原案と雖も現行法に較べますれば、遙に進步したるものでありまするが故

に、委員會に於ては此不成立を虞れて、先づ不備ではあるが、現行法に較ぶれば餘程進歩したるものであると云ふ點で、同意を致した次第であります、近來此野生の鳥獸が著しく減少致しました、此儘で置きますると云ふと、或種類の如きは近く數年の間に絶滅するかも知れぬ、さう云ふ事が獨り此狩獵家のみならず、林業農業に多大の關係のあると云ふ事は明かなる事實であります、併ながら今日まで比較的此狩獵の事が閑却されて居りまして、十分なる研究の屆いて居らぬと云ふことは、深く遺憾とする所であります、それ故に委員會に於きましては、此大切なる問題をもう少し調査研究をして、完全に近き案を實行して貰ひたいと云ふやうな事柄から、原案に修正をせずに其儘通過すると同時に、希望條件を三附しました、其條件を朗讀致します、「一野生鳥獸の保護蕃殖を圖るは農業及林業上極めて緊急のこととなりとす依て政府は相當の方法に基き狩獵に關する調査研究を遂け其成案の實行を期すへきこと」、「一獵區は之を公開し個人又は團體等の獨占を許ささる方針を以て施行細則の制定を爲すへきこと」、「一主務官廳及各地方廳に狩獵取締官吏を置くこと」此三箇條の希望を付して原案を可決致した次第であります、尙ほ一言致したいことは、此狩獵區なるものは二十年來の問題でありましたが、幸に此度之を政府が設置することを提案致しました、之に付ては委員會も一同同意を表した譯でありまするが、唯々獵區設置と云ふ規定丈が本法にありまして、此獵區を如何に處分するかと云ふことが規定してありませぬ隨つて折角設置された所の獵區が一部富豪家成金の連中に獨占されると云ふことは、社會上甚だ宜しくないことでありまして、之を豫め豫防するやうに施行細則に於て、嚴密に規定をして貰ひたいと云ふことでありまして、是は全國一般の聲のやうであります、委員會に於ても此等の事を參酌致しまして、即ち第二の希望を拵へた譯でありまして、斯の如くして原案を可決致しましたのであります、此段御報告申上げます。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 本案の二讀會を開くや否やを御諮り致します――御異議はありませぬか。

「異議なし」と呼ふ者あり

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ本案は二讀會を開くことに決しました、

○岩崎勲君 直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告通り、可決確定せられんことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

「異議なし」と呼ふ者あり

○議長(大岡育造君) 御異議ないと認めます、仍て直に本案の第二讀會を開き議案の全部を議題と致します。

狩獵法中改正法律案 第二讀會(確定議)

○議長(大岡育造君) 御異議はありませぬか。

「異議なし」と呼ふ者あり

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ、三讀會を省略して可決確定したることを宣告致します。

○小久保喜七君 神祇に關する特別官衙設置建議案の委員會を開會致したうございますから御許可を…

○議長(大岡育造君) 許可致します。

○小久保喜七君 それでは委員諸君は第二面談室に御參集を願ひます。

○議長(大岡育造君) 日程第四、臺灣銀行法中改正法律案の第一讀會の續を開きます――委員長中村啓次郎君。

第四 臺灣銀行法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

〔中村啓次郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○中村啓次郎君 委員會の經過並に結果を御報告致します、先づ此委員會に於きまして委員の質問、政府の答辯、及政府から提出致しましたる書類等に依りまして、委員會が全會一致を以て可決致しましたる理由は、臺灣のみに於きまして臺灣の貿易高と云ふものが二億以上に上り、三百六十五萬人の人口に割當てますると云ふと、一人當り六十四圓になつて居るのであります、内地に於きましては一人當りが四十七圓であります、此點から申しましても臺灣の貿易が、内地に比して盛であると云ふことは分る、又通貨の狀態を見ますると云ふと、唯今の數字に反して内地の方が多いのであります、内地に於きましては一人當り十一圓七十八錢である、之に對して臺灣では八圓二十錢しかないのであります、臺灣銀行か保證準備の擴張を致しましたる既往八年前に於きましては、千三百萬圓の發行でありましたが、今日では三千五百萬圓に達して居るのであります、制限外の發行を爲すこと常に五六百萬圓以上に上つて居るのであります、是がどうしても此臺灣銀行をして保證準備の擴張を致して、唯今一千萬圓であるのを二千萬圓にしなければならないと云ふ、此提案を贊成した一の理由であります、是は臺灣丈の話でありますが、臺灣銀行は近來非常に南支及南洋方面に發展致しまして、鋭意其方面の營業に從事致して居るのであります、昨年中に於ける内地臺灣及支那等の貿易狀態を見ますると云ふと、六億六千三百九十萬圓に達して居るのであります、是は前々年――昨年の前の年に比較しますると、二億六千三百五十萬圓の超過を見て居るのであります、又南洋及印度方面に於きましては、四億八千五百萬圓の貿易高に上つて居るのであります、之を前年に比すれば一億二千九百萬圓の增加を占めて居るのであります、今日米國方面の貿易は、多少貿易制限を受けまして、退嬰の傾は認めますけれども、南支南洋の方の貿易の盛なる爲に、我日本帝國の經濟狀態も先づ安心して行けるのであります、此方面に向つて臺灣銀行が大活動を致して居りまするが故に、保證準備の擴張はどうしても承認する事が至當であると認めたのが、委員會が全會一致を以て可決したる理由であります、此外唯今申しまするやうに、單り臺灣内地のみならず、支那南洋方面の營業を致すと云ふ事になりましたが爲に、營業の範圍を擴張致した二三の修正が提案されて居るのであります、何れも必要と認めまして、全會一致を以て可決したのであります、此段御報告申上げます。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 本案の二讀會を開くや否やを御諮り致します。

「異議なし」と呼ふ者あり

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ本案の二讀會を開くことに決します。

○岩崎勲君 直に本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告通り可決確定せられんことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

「異議なし異議なし」と呼ふ者あり

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ直に第二讀會を開き、議案全部を議題と致します。

臺灣銀行法中改正法律案 第二讀會(確定議)

○議長(大岡育造君) 御異議はありませぬか。

「異議なし異議なし」と呼ふ者あり

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ本案は三讀會を省略して、二讀會に於て可決確定せられたることを宣告致します。

○中村啓次郎君 此場合、朝鮮銀行及興業銀行法中改正法律案の委員會を開きたいと思ひます御許しを願ひます。

○議長(大岡育造君) 許可致します――日程第五、自動車事故の責任に關する法律案、提出者高木益太郎君。

第五 自動車事故の責任に關する法律案(高木益太郎君提出) 第一讀會

自動車事故ノ責任ニ關スル法律案

第一條 鐵道又ハ軌道ニ依ラスシテ走行スル自動車ノ運轉ニ因リ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ運轉手ニ過失アリタルモノト推定ス

第二條 自動車ノ所有者又ハ占有者ハ運轉手ト連帶シテ其ノ不法行爲ニ因ル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

民法第七百十五條ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セス

第三條 自動車ノ運轉手ニ因リ他人ヲ死傷セシメタルトキハ運轉手ハ速ニ附近ノ警察官ニ其ノ事實ヲ申告シ應急救護ノ處置ヲ爲スヘシ

運轉手前項ノ義務ヲ怠リ逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ禁錮若ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四條 警察署長ハ自動車事故ニ付關係人ニ對シ仲裁又ハ和解ヲ試ムルノ權ヲ有ス

第五條 警察署長ハ被害者ノ鄰佑二名以上ノ立會ニ依リ仲裁又ハ和解ニ關スル調書ヲ作成スルコトヲ得

前項ノ調書正本ハ强制執行ニ付テハ執行文ノ付與ヲ得タルモノト同一ノ効力ヲ有ス

前項ノ執行ニ關シテハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

區裁判所判事ハ自動車事故ニ付關係人ヨリ仲裁又ハ和解ノ申立アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ爲

スコトヲ要ス

第六條　警察官ハ犯罪ノ用ニ供シタル自動車ヲ差押フルコトヲ得

被害者ハ前項ノ自動車ノ上ニ他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

第七條　本法ハ鐵道又ハ軌道ニ依ラスシテ走行スル自動自轉車、自轉車、馬車其ノ他ノ車輛ニ之ヲ準用ス

〔高木益太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○高木益太郎君　玆に自動車運轉の濫用橫行に依り發生したる傷害致死其他の事故に付、之が責任に關する法律案提出の理由を簡單に申上げます、本員は屢々委員會に於て政府に對して自動車取締の必要を述べ、尙ほ親友の高見代議士は過日の本會に於て此點に付き熱心有益なる御演說がありました、政府は必ず相當の提案があるべき次第であると、今日迄控へて居りました所が、或は政務多端の爲めであるかまだ何等の提案がないのは本員等の甚だ遺憾とする所であります、仍て已むを得ず玆に本案を提出して諸君の御審議を煩はしたい次第であります、固より此問題は通行人及び運轉手雙方の注意の外、根本的の解決と致しましては、市區の改正を行つて、步道車道の區劃、道路の擴張、安全地帶の設置等、種々なる方法はありますけれども、中々是等の事柄は其解決が容易でないのでありますから、目下應急策の一方法と致しまして玆に本案を提出致しまして、日本の如き不完全なる道路に、歐米の新式の交通機關を運轉する者の責任を重くし、以て往來交通の不安を減じ、都市住民の危險を少くしたいのが、此提案の趣旨であります、其第一は自動車の運轉に因り通行人に損害を加へたるときは、運轉手に一應過失ありたるものと推定す、即ち一般民法の原則と違ひまして、一般の民法であれば損害賠償を請求する者に擧證の責任がありますが、自動車は人間普通の步行よりは早いものでありますから、運轉手には其危險を避けしめんが爲めに、普通の注意よりはより以上の注意を取らしむる義務を負はして、即ち損害賠償の點に付きましては、一應運轉手に過失あるものと認め、過失がないと云ふことかあれば、運轉手の方で相當の注意を盡したと云ふ反對證據を擧げしむる斯う云ふ法律を拵へるのが必要であらうと考へます第二には自動車の持主は運轉手と連帶して其不法行爲に因る損害を賠償する責に任ずる、是は運轉手の選任に付、普通の場合よりは一層愼重の注意を望む爲めに、又運轉手は事實無資力の者が多いのでありますから、損害の發生した場合に於いて、賠償の名ありて實がないやうな事がありましては、被害者の爲めに甚だ氣の毒であります、而して一方持主の方は資力の裕かな者が澤山なのでありますからして、持主の方で不熟練不注意亂暴な運轉手を抱へて、左樣なものに容易く自動車を供給し使用せしめたる責任を負はせるのが必要であらうと信じます、即ち持主と運轉手と聯帶して運轉手の不法行爲に依る損害賠償の責を負はせると云ふことが必要であらうと考へます、亞米利加の「コンネチカット」州の自動車法に依ると、他人の身體物品の毀損に付ては、損害額の三倍の罰金を取ることになつて居ります、是等も御參照の上御審議を願ひたいのであります、第三は自動車の運轉に因り他人を死傷せしめたるときは、運轉手は速に附近の警察官に其事實を申告し、應急救護の處置をなすべし、近頃甚だ怪しからぬのは、自動車の轢き逃げと云ふ事が流行致しまして、海軍の樞要なる地位に居る方を轢き放しで遁げて仕舞つた、翌日警察が全力を注いで搜査をして見ると、直輪になま〳〵した血が附著して居つたと云ふことで遂に其の運轉手を捕へたと云ふことは諸君の御記憶に新たなるところである、又某と云ふ華族が泥醉をして自動車を驅り、人を傷けて遁げて仕舞ふたなどと云ふことがあります、實に不德義と言はうか、不埒千萬と言はうか、言語道斷の所爲である、斯の如き事故が頻々として出て參つた以上は、是等の被害者の利益を保護し、一般公衆の安寧を保つ爲めに、取締規定の必要がある、苟も人を怪我させた時には、人道の上から申しましても、運轉手は附近の警察官に其の事實を申告し、應急救護の處置に著手せしむる、斯う云ふ義務を負擔せしむることは當然である、若し運轉手が此義務を怠つて逃走した時には相當の制裁を科す、唯今の所では過失で人を傷けたのは罰金科料で濟むのでありますから、それではいかぬのであります、人を轢いて怪我をさした上逃走すると云ふやうな不埒な者に對しては、一年以下の懲役又は禁錮若くは千圓以下の罰金に處す、斯う云ふ程度の制裁を科すのが必要であらうと考へます、それから第四には自動車に關する事件の落著を急速ならしめ、被害者の利益を充分保護する必要がありますから、警察署長は自動車の事故に付て、關係人に對し、仲裁又は和解を試みるの權を有せしめる、又警察署長は被害者の隣佑二名以上の立會に仲裁又は和解に關する調書を作製することを得る、其調書の正本は强制執行に付ては、執行文の付與を得たるものと同一の効力を有す、又其事件が區裁判所に參りましても、遲滯なく取調べをするやうに、特別の規定を置く必要があると認めます、それから警察官は犯罪の用に供したる自動車を差押へることが出來る、是は亞米利加の「テンネッシー」州の自動車法第五條中に自動車が自動車所有者運轉手賃借人、孰れに依りて運轉せられたるに拘らず、其自動車は之を差押ゆることが出來ると云ふ條文があります、道路の整然たる亞米利加に於てすら、斯う云ふ保護の規定がありますから、日本に於ても警察官に自動車を一時差押へる權利を與へ、さうして被害者の賠償に就て先取特權を持たせることに致しました即ち被害者は前項の自動車の上に、他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利を有す、斯う云ふ規定を設けたいと存じます、尙ほ本法は鐵道又は軌道に依らずして、走行する「オートバイ」即ち自動自轉車又は自轉車馬車其他、人を追越す速力を有して居る車輛には、總て之を準用すると云ふことに致しまして、往來の危險を少くし、行步者の安全を保護致したいと云ふのが、本案の趣意であります、宜しく御審議あらむことを望みます。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ本案は議長指名九名の委員に付託するに決しました、日程第六山田琴平間鐵道建設に關する建議案を議題と致します、提出者白石直治君。

第六　山田琴平間鐵道建設に關する建議案（白石直治君外十八名提出）

山田琴平間鐵道建設に關する建議案

山田琴平間鐵道建設に關する建議

一高知縣下山田より德島縣下池田を經て香川縣琴平に至る鐵道

政府は右鐵道を第一期線に繰入れ速に之か建設に著手せられむことを望む

右建議す

〔工學博士白石直治君登壇〕

〔拍手起る〕

○工學博士白石直治君　本案は各派を通じまして、提出者贊成者二百二十名位に上つて居る案でございます、私は提出者の一人として玆に申述べますが、要するに右樣の次第で、大概諸君が御承知の事柄でありますから、頗る簡單に申述べます、先づ案を御紹介致しますが、是は「高知縣下山田より德島縣池田を經て香川縣下琴平に至る鐵道、政府は右鐵道を第一期線に繰入れ速かに是が建設に著手せられんことを望む右建議す」御承知の通り先般政府より提出されました鐵道敷設法中法律案、其案が議に上りました節、修正を加へて觀音寺池田間俗に曼陀線と言ひますが、あれを否決して元の通り池田琴平間に引直した修正を致した、大多數を以て修正を可決致しましたが、其當時修正の理由を私が此所で述べました、其第一の理由は曼陀線と言ひ、元の琴平池田線と云ひ、均しく四國縱貫鐵道の一部である、其四國縱貫鐵道の緊要部は高知縣に達する池田山田間である、それを差措いて他の部分を第一期線に繰込むと云ふのは、緩急本末を誤つたものであると云ふのが第一の理由でございました、次の理由は政府提出の曼陀線に改めることの理由薄弱であるから、矢張元の通りで宜しいと云ふのが第二の理由でありました其二つの理由を御贊成になつて、殆ど全會一致と云ふか大多數で可決になつた次第であります、此案は即ち其理由を踏襲したもの――修正を可決された諸君の精神を踏襲したものは――此案其當時の理由を簡單なるものに引直したものが此案なのであります隨つて當時修正を御可決になつた御精神、一貫の御精神で此案をどうぞ御贊成下さることを御願ひ致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ本案は議長指名九名の委員に付託するに決しました、日程第七、衛生行政の中樞機關擴大に關する建議案を議題と致します、提出者金杉英五郎君。

第七 衛生行政の中樞機關擴大に關する建議案(金杉英五郎君外十四名提出)

衛生行政の中樞機關擴大に關する建議案

衛生行政の中樞機關擴大に關する建議

政府は衛生行政の中樞機關を擴大すへし

右建議す

〔醫學博士金杉英五郎君登壇〕

○醫學博士金杉英五郎君 私は衛生行政の中樞機關擴大に關する建議案を提出致しました者であります其理由を極めて簡單に說明致しまして、御淸聽を煩はさうと思ひます、偖て本議會の狀況を察しまするのに、既往の議會に較べて見ますると、大に其趣を異に致して居りますることを多々發見致しました、即ち或は國本の樹立を唱へ、或は國防の充實を叫び或は教育の改善を望み、或は殖産の發達を圖りまする等、頗る既往の議會と趣を異にしたる點が多くございまして、一として所謂國家百年の大計を劃策するものにあらざるなしであります、吾等は常に謹んで傾聽致しましたる次第であります、然るに國家存立の根本義たる國民の保健衛生の事に付きまして、論及致しましたるものが洵に尠かりしことは、吾々の深く遺憾とする所でありました、又奇怪至極に感じまする次第であります、苟も國民の保健衛生を度外視する場合に於きましては、國本の樹立、國防の充實、教育の改善、殖産の發達等、決して企圖し得べき筈のものでありませぬことは、申す迄もないことであります、斯の如く國民の保健衛生に考慮せずして、國本の樹立、國防の充實、殖産の發達、教育の改善等を望みますのは、恰も養育せずして成長するを望み、培養せずして繁茂するを圖るのと同樣でありまして、本末顚倒の所爲と謂はなければならぬと考へるのであります、我日本帝國の最近三、四十年間に於ける各方面の進歩發達は、世界有史以來未曾有の出來事でありまして、列國の齊しく驚嘆致して居りまする所であります、就中醫事衛生の學術的方面に於きましては、實に顯著なる進歩發達を來しましたる次第でありまして、今日では申す迄もなく歐米先進國に少しも讓る所なき迄の程度に達しましたる次第であります、然るにも拘らず、所謂野蠻病たる傳染病、例へば窒扶斯、赤痢、虎列拉、「ペスト」等の諸病が年々歳々各地に起りまして、加之其間には時々發疹窒扶斯、或は痘瘡等が勃發致しまして、頗る人間を惱まして居りますことは、皆樣周知の事實でありまする、而して右の諸病を未發に防ぎ又既に發しました場合に速に之を制止すると云ふやうな例が、比較的今日迄少ないことも、皆さん既に御承知の通りであります、吾人の深く遺憾とする所でございます、加之初生兒の死亡率、壯丁の罹病率が年々歳々增加致しまして、赤坊が早く死にますることの數が多くなりましたり、又壯年者の病氣に罹りまする率が非常に年々殖えて參りますると云ふやうなことがありますので、此初生兒の死亡率壯丁の罹病率等は、歐羅巴及亞米利加等と殆ど反比例の狀態にあります、御承知の通り歐羅巴及亞米利加に於きましては、最近の衛生狀態は頗る良好になりまして、初生の疾病に罹りまする者が非常に減つて參りましたるやうな次第であります、殊に我が日本に於きまして痛歎すべき事は、好んで壯年者を侵します所の結核病の年々歳々其數を增すことであります、例へば日本全國に於きまして、毎一時間に十二人宛結核の爲に斃れて居るのであります、五分間に一人宛結核の爲に斃れて居る割合になつて居ります、斯うして時計を見て居る間に、我が同胞は一人宛結核病に依てのみ斃れて居る、我が東京市に於ては一時間に一人結核病に斃れ、一晝夜に二十四人宛結核の爲に斃れるやうな形になつて居ります、而して日本全國を通じましては、常に百五十萬人の結核患者がありまする、我が東京市のみにても常に十萬人の結核患者がありまする、前申しまする通り結核は好んで壯年者に發しまするものであります、爲に其國民の作業能率を障碍致しますことは、實に莫大のものであると考へなければならぬのであります、又多く壯年者に起りまする所の花柳病の數も、年々歳々增多致しまして、壯年者を虛弱に陷らしめ、作業能率を減少致しまする事は少なからざる有樣であります又軍隊に付て申しますると、日露戰爭に於て調査したる所に依りますると、軍隊の罹病率は五割になつて居りまする、然るに今回の歐洲大戰亂に於ての罹病率統計を見ますると、佛蘭西も英吉利も獨逸も、大凡五分の罹病率である、五割と五分の差と云ふものは、實に莫大のものでありまして、其の差異懸隔は實に驚くべきものであると申さねばなりませぬ、國民の保健衛生に力を盡しまする國と、國民の保健衛生を等閑視する國とに於ける、國民健康の度の差が、斯くまで著しきものであると云ふことに想到致しますれば、實に驚歎せざるを得ざる次第であります、諸君、申上ぐる迄もなく富國强兵は、國民の作業能率如何に關係致しまする、即ち殖産興業の隆興は作業能率と科學との力であります、國防の充實も亦作業能率と科學の力であります、而して作業能率も科學も、健康なる身體を有し、從つて健康なる精神を有する者より産出せらるゝものであると云ふことは、今更喋々するまでもなきことであると存じます、抑々我國民の保健狀態は、何故に我國醫事衛生の、學術進歩と反比例するかと云ふことに付きましては、其原因は種々あらうと思ひまするけれども、要するに保健衛生を統轄する中樞機關の規模が、如何にも微小でありまして、二三十年前の規模其儘を襲踏して居りまするやうな次第、或は或部分に於きましては、幾分退歩して居ると申しても差支ないのであります、其退歩して居る點と申す一例を擧げますれば、往年衛生行政に最も必要なるものと認めて衛生行政を主宰する所の內務省の管轄でありました所の傳染病研究所を、文部省に移しましたる如きの類であります、是が爲に防疫機關に如何なる障碍を起して居るものであるかと云ふことは、識者の一樣に認める所でありまして、吾人の常に痛歎して居る所であります、言葉を換へて申しますれば、興國の大氣運、即ち積極的進取の國策と、衛生行政機關の施設とが並行せざるに因ると云うても差支ない事であります、所謂衛生行政の施設が、國運興隆の大氣運と一致せざるが故であると申すことが出來ると思ひます、歐羅巴及亞米利加に於きまして、常に國民の保健衛生を重んじまして、何れも莫大なる國資を投じ、保健衛生の設備を完う致しまして、日も亦足らず盡力致しまするど云ふことは、皆樣の御承知の通りの次第であります、從つて年々歳々國民の保健衛生上に、良成績を擧げて居りまする次第である、今回の歐羅巴に於ける大戰爭に於て、耐久的の戰爭に堪へ得られる、即ち耐久的の戰爭の出來ると云ふことも、國民健康の點より割出さなければならぬ事であります、吾々の頗る考慮せねばならぬ事であると考へるのであります、諸君、今や我國は目前に一大國難の現はれて居るものと考へなければなりませぬ、即ち今後國際政局の趨勢は、日に月に我が帝國をして孤立無援の窮地に陷らしめるものではないかと云ふことは、識者の一樣に顧慮せねばならぬ所であります、此際に於きまして國民の保健衛生の事は、最も深く吾々の攻究せねばならぬ所であると考へるのであります、即ち此際國民の保健衛生に關する根本的計畫を立てまして、それに要する諸般の制度設備を完うし、國運興隆の大氣運と並行せしめ、着々積極的進取の實を擧ぐる事が、目下の一大急務であると信ずるのであります、如上簡單に申述べましたる、事に付て實効を示さうと思ひまするには、種々の順序方法、及種々の制度設備に俟たざるべからざるは當然の事でありますけれども、要するに衛生行政の統轄機關を擴大して、之を獨立のものとし其長官たる者は廟堂に於て有力なる發言權を有するものたらしめざるべからずと云ふのであります、もう一度言換へ見ますれば衛生行政の統轄機關を擴大して之を獨立のものとし 其長官たる者は廟堂に於て有力なる發言權を有するものたらしめざるべからずと云ふのであります、政府は宜しく速に此建議の趣旨を容れられて、本院各位も亦大に此事に付て協贊を與へられんことを、切に望みまする次第であります(拍手起る)

○岩崎勳君 議長。

○議長(大岡育造君) 岩崎勳君。

○岩崎勳君 本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられん事を望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議が無ければ本案は議長指名九名の委員に付託することに決します——日程第八、福井縣三國港築港に關する建議案を議題と致します、提出者熊谷五右衛門君

第八 福井縣三國港築港に關する建議案(熊谷五右衛門君外四名提出)

福井縣三國港築港に關する建議案

福井縣三國港築港に關する建議

福井縣三國港は縣下三大河川の湊合せる九頭龍川及竹田川の河口に位し通舟の區域甚た廣く之か交

通の便否は全縣下產業の發展に影響する所大なるのみならず本港の築港事業は啻に鐵道を有する今日海港連絡上實に緊切の事業なりとす依て政府は速に調査を遂け少くとも二千噸級以上の船舶出入に支障なき程度に於て築港を爲し以て一は國家有事の際に備へ一は地方海陸產業の發展に資し日本海沿岸海陸交通の良商港たるに至らしめむことを望む右建議す

［熊谷五右衞門君登壇］

○熊谷五右衞門君　唯今議題になつて居りまする福井縣三國港築港に關する建議案の理由を一言致します、此三國港は舊坂井港と稱へた事があつたのでありまして、福井縣の三大川を合したる九頭龍川、之に竹田川を合せて日本海に注げる港口に位して居るのであります、此河川は何れも楫舟の便がありまして、北陸鐵道開通以前に在りましては、越前國の米を初め其他の物貨は、總て此港に集散を致し、船舶の出入盛んにして、敦賀港との連絡がありまして、石川縣の大半にも物資を供給したのであります、即ち日本海に於ては、七尾敦賀間の要港であつたのであります、先年九頭龍川の改修を行はれましたが、然るに其河口たる港灣の設備不完全の儘に、工事を切上げました爲めに、出水毎に流下せる土砂は潮水波浪等の關係に依りまして、漸次灣內を埋むるの傾向になりました、近年屢々三國町の家屋及倉庫に浸水するのであります、昨年の出水の如き九頭龍川並に竹田川に逆水致しまして、十數箇村の稻田數千町歩に多大の損害を被らせました、又三國町蘆原溫泉場の家屋にも、浸水するの慘狀を呈したのであります、先年北陸鐵道金津驛より分岐を致しまして、三國支線が海陸聯絡の名の下に敷設せられたのでありますが、然るに一方港灣の設備が無き爲に、跛の狀態を呈して居るのであります、昨冬の大雪は敦賀以北の汽車運轉を停止せしめたること一週間の長きに亘りまして、數千の旅客に非常なる苦痛を與へたることは、實に言語に絕したる事でありました、若し此時三國港完全たりしならんか、敦賀より海運の便を取つて三國支線に連絡し、旅客の苦痛を免れしむる事を得たのであります、故に政府は此際速に調査を遂げ、少くとも二千噸級以上の船舶の出入し得べき築港を爲し、一は國家有事の際に備へ、一は海陸連絡の實を擧げて、地方產業の發達に資し、日本海沿岸の良港たらしめんことを切望するのであります、又之が築港と否とは前に申しましたる如く、啻に三國町の利害に關するのみならず、福井市及坂井、吉田、足羽、三郡の休戚に至大なる關係を及ぼすのであります、賢明なる滿場の諸君、何卒御贊成あらんことを切に希望する次第であります（拍手起る）

○岩崎勳君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎君。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

［「異議なし異議なし」と呼ふ者あり］

○議長（大岡育造君）　御異議がありませぬければ、本案は議長指名九名の委員に付託することに決しました――日程第九、信越線碓氷鐵道改良に關する建議案を議題と致します、提出者小田切磐太郞君。

第九　信越線碓氷鐵道改良に關する建議案（工藤善助君外六名提出）

信越線碓永鐵道改良に關する建議案

信越線碓氷鐵道改良に關する建議

信越線橫川輕井澤間の鐵道は勾配急峻にして車輛の牽引力乏しく爲に貨物の停滯を來し運輸上不便尠からさるのみならす屢危險を伴ふの狀態たり乃ち之に根本的改良工事を施し若は他に適當の補助線路を建設し以て如上の不便と危險とを除去するを急務とす政府は速に其の計畫を立て之か遂行を期せられむことを望む

右建議す

［小田切磐太郞君登壇］

○小田切磐太郞君　唯今議題になりました信越線碓氷鐵道改良に關する建議案の趣旨を極めて、簡單に申上げて、諸君の御贊成を仰ぐ次第であります、交通機關整備の必要であると云ふことは、軍事上よりも將又殖產興業の發展の上よりも、必要であると云ふことは申す迄もないことゝ信ずるのであります、碓氷鐵道の今日の狀況如何と申しまするに、實に貨物は停滯を致しまして、一面に於ては實に危險極まるのでございます、此狀況と云ふものは吾々常に寒心に堪へない次第であるのであります、御承知の如く碓氷鐵道即ち橫川から輕井澤に到る鐵道でありますが、是は地勢が頗る峻險で、幾多の隧道を經過し「アブト」式であるが爲に、牽引力が極めて尠いのであります、それが爲に唯今申上げた通り、貨車が常に停滯し、故障が多く、時に人命を害することが頗る大なる事があるのでございます、去る七日の大事件の如き、實に諸君のまだ耳に新たなる所でございます、貨車が逆行致しまして、爲に非常な人命を損したのであります、是が貨車であつたから不幸中のまだ幸でありましたけれども、是が客車であつたならば、數百の人命を無慘に損したと云ふやうなことであるのであります、過日も工藤代議士が石炭自給の質問書に於て述べられました如くに、前年信濃地方に於て農家が味噌を仕入れて豆を煮て居つた、然るに肝腎な鹽が無いと云ふので以て、大騷ぎをしたと云ふ事實があつたのであります、それ故に長野商業會議所將又上田商業會議所の方から、委員を拵へて、大藏省に驅付けて掛合をする、一面に於ては鐵道院に運搬の事を交涉すると云ふことになつたのであります、さうすると調べて見ると、どう云ふことであつたかと云ふと、鹽は澤山あるに拘はらず、碓氷の運搬力が尠ないと云ふが爲に、鹽が來なかつたのであります、爲に折角煮た所の味噌と云ふものを皆腐らかしたと云ふ、非常に悲劇と云ふものがあつたのであります、斯の如くに吾々日用一日も缺くべからざる所の鹽ですら、運搬力の爲に來ないと云ふことは、實に文明の今日慨嘆に堪へない次第であるのであります、且又諸君の御承知の如くに、今日信州は製絲が非常に盛んであるのでありまして、それに要する所の石炭は多大に要するのであります、是は常に常磐炭を碓氷峠を越して持つて來るのでありますけれども、唯今申上げました通り、輸送力が極めて尠い爲に、態々遠方の九州から直江津廻しで石炭を取らなければならぬと云ふ狀況になつて居るのであります、其他生繭輸送時期に於ける貨物の停滯狀況なんかと云ふものは、實に申上げる迄もないやうな次第であるのでございます、それ故にどうか政府に於きましては、速に此碓氷峠の鐵道を根本的に改良するか、將又補助線でも造るか、それは孰れの方法でも宜しいのでございますけれども、速に此鐵道を完全のものにして、さうして幾多の人命を救ひ、及貨物の停滯と云ふことを無いやうにして、さうして此產業の發展に資せられんことを望むのであります、どうぞ皆さんに於ても此建議案に御贊成あらんことを、切に御願を申す次第でございます（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

［「異議なし」と呼ふ者あり］

○議長（大岡育造君）　御異議なければ本案は議長指名九名の委員に付託することに決しました、日程第十、水產教育振興に關する建議案を議題と致します提出者奧田龜造君。

第十　水產教育振興に關する建議案（奧田龜造君外五名提出）

水產教育振興に關する建議案

水產教育振興に關する建議

本邦水產教育機關の充實を圖り以て帝國の重要產業たる水產業の開發進步を誘導するか爲政府は相當の施設を爲すへし

右建議す

［奧田龜造君登壇］

○奧田龜造君　水產教育振興に關する建議案の理由を茲に述べます、我帝國の水產業を實際政治に結合して、大に國富の增進を圖り、延て以て國威の宣揚に努むるのは、水產開發を以て天職として居る本員の生命とする所でございます、今此壇上に立つて嘗て抱懷する所の所感を諸君の前に訴ふるの機會を得ましたのは、本員の最も光榮とする所でございます惟ふに我帝國の產業中最も重要なる產業であるにも拘らず、最も振はざるものは言ふまでもなく水產業であらうと思ひます、四面を環らすのに海を以てする所の、即ち特殊の狀態にある我帝國として、國家富强の基たるべき各產業は各々ありますが、就中水產業は白眉としなければならぬと思ふのでございます、今之を農業に、商業に、將た工業に、帝國重要な產業に對して見ますれば、其發達の基礎に於て產業として規模に於て、將又國民が理會せる程度に於て、水產業は果して海國日本たるの面目を辱しめない域まで進んで居りませうか、其遲々として振はざること、之を歐米の盛んなるのに較べて見ますれば甚だ幼稚の域を脫して居りませぬ、實に邦家の爲に痛嘆に堪へない次第でございます、諸君我が帝國が包擁して居る所の此大海の水中には、人類の生活上

一日も缺くべからざる所の必要物件を生産して居ります、是は即ち鹽と魚類海藻でございます、鹽は獨逸邊りでは陸上の岩鹽を用ゐて居りますけれども、我國では重に之を海中の水の鹹なるものを取つて製造して居ります、又魚類海藻類は、寒暖の兩流が最も好適に沿岸に流れて居りますから、此兩流に棲息して居る所の水族の種類は頗る豐富でありまして、其數量の饒多なることは、全世界に冠絶して居る次第でございます、是は即ち我國が海國たるの天惠を遺憾なく享受して居る所以でありまして、決して我國が之を誇るに於て贅言ではないと私は思ふのでございます、此天惠に對して利用厚生の途を圖るのは我帝國國民の天職ではございませぬか、而して併せて其生存を全うすべき必要な手段を講ぜなければならないと私は思ふのでございます、何となれば我國民は魚類は生活上の絶對必要品であると云ふことは申す迄もないことでございます、若しも此魚類が無かつたならば、吾人は到底一日も生活をして居ることが出來ないのであります、波濤の打つ所に文明がございます、世界の開發の創めに當つては、何れも此海邊から次第に陸上に侵入して來るのでございます、原始時代に於ては殆ど人類は山川河海に在る所の天産物を採つて、之を以て生活の資料にして居るのでございます、是は世界を一貫し歴史の東西を通じての事柄でございまして、我國も其類例に漏れずして、矢張四面海の國でございますから、此海に依て始めて文明の發祥が來つた所以でございます、建國三千年の間我が國民の血液は、專ら魚肉に依て養成されて居るのであります、若も此血液を分析して魚の血球が吾人の肉體に無いと云ふやうな場合がありましたならば、實に重大なる問題が起る時であります、國家の存在は茲に危殆すると私は斷言するのでございます、故に此生活上必要なる所の魚肉は、我國民に取つては無限的に之を供給しなければならぬ、無限的に之を供給するとしたならば、即ち其價額は低廉でなければならない、若し之を低廉に供給し、國民が此魚に依て生活することを得るものとすれば、國民生活の定則としなければならぬと私は思ふのであります、然るに此國民が常食として居る米に相對して見ました時には、果して此定則が完全なるや否やと云ふことを、疑はなければならない結果が生ずる次第でございます、それはどうかと云へば吾々が朝夕の一餐に十錢の價の米を食へよと云へば幾ら今日高價を唱へて居りましても、十錢の米は到底食ふことが出來ない、然るに副食物として無盡藏の此魚肉は、今日數倍若くは數十倍の價を拂はなければならないと云ふのはどうでございませう、是は私が常に論じ常に歎ずる所でございますが、水産國であつて斯の如き高價なる魚價を拂ふと云ふことは果して國民の生活狀態に安寧を與へることの出來るものでありませうか、是が大に吾人が攻究しなければならぬ問題の起る所以だと思ふのでございます、果して是等は順當なる現象でございませうか、若し是が順當なる現象でないとするならば、其原因は那邊に存するか、又どうしたならば之を矯正し、果して順當なる事を得ることが出來るでありませうか、之を明かにし之を事實に行ふことは即ち大に研究しなければならない事柄だと思ふのでございます、即ち是が水産を實際政治に結合して、生活の安寧を要諦とする政治の出發點を、第一に此所に置かなければならないと云ふ所以でございます、豐葦原の瑞穗國と我國を稱して居りますが、併せて大八洲の渡津海の國と稱さなければならないのであります、農業立國を稱ふる人、商工業立國を稱ふる人多々ありますが、本員は水産立國を絶對に十二分に稱ふる理由あることを信じて疑はぬのであります、十錢の米に數倍する副食物を食ふことの已むなきは、啻に水産國たる我が日本國の恥辱許りではございませぬ、又實に國民生活上の重大問題であらうと思ふのであります、若し今之を我國と世界を對照して見ますれば漁獲の産額に於ては必ずしも多きを誇ることは出來ませぬが、其他の點に於ては眞に世界の水産國の巨擘として、宇内に誇ることの出來る素質を持つて居ると云ふことを斷言するのであります、日本の地形は南北に延長して居りまして自然廣大なる沿岸線を有して居る譯であります、此沿岸を流るゝ所の寒暖兩流の潮流は、無盡藏の魚族を包有して居るのであります、日本人は此の天の無限の恩惠に浴する譯であります、北の方は「オコツク」海、南の方は朝鮮及支那の黄海、此等の二大漁場は、世界の三大漁場中の即ち二大漁場でございます、此二大魚場は我國の勢力が發展すると共に、我國の勢力圏内に包有せらるゝのであります、隨つて其有する所の魚族の種類は非常に豐富にありまして、我が日本の如きは世界に其匹儔を見ざる程であつて、世界の主要なる水産國と稱する國に産する魚類にして、我國に産せざるものは一つもない位であります、之を數字にして見ますれば、日本には魚の種類が百六十四種ござります、歐米には僅に六十七種、故に水産國としての我日本は世界に冠絶の地歩を占めて居るものと言ふても憚らないのであります、水産國の國民として吾人の前途は至幸至福なりと謂はなければなりませぬ今假りに一匹の親を捕へて其腹を割いて見たならば其數は殆ど計數に擧げることの出來ない位多量なものがあるのであります、さうして其多量なる卵子は農業の如く或は之を耘り或は之を耕さずして、自然繁殖する所のものであつて、所謂無盡藏の賜物とも謂ふべきものであります、而も此巨大なる魚類、此豐富なる所の食料品を有する我國にして甚だ高價なる魚肉を食ふのは徒らに天産物を暴殄するものではないかと慨嘆に堪へないのであります(「ひや／＼」と呼ふ者あり)諸君、世界の戰亂以來各國が生存の爲に非常に苦痛を感ずる所のものは、食料品の需用供給の問題でございます、此食料品の中に殊に魚類の問題は、歐洲の交戰以來各國に取つて生産が激減して居ります、故に其自國の生産の激減したのを憂ふる許りの大問題に非らずして、實に世界の市場に大變動を來して居りまするのは、我日本の大に注意を爲さなければならない事柄だと私は思ふのでございます、幸にして我國は交戰國の與國とは言ひましても、其種々なる産業即ち此水産業等に對して、殆ど何等の惡影響を被つて居りませぬ、却て益々發展の好機會に遭遇して居るのであります、實に至大なる幸福と言はなければなりませぬ、諸君、誠に十四年の昔を想つて見ますれば、十萬の生靈の二十億の國帑を費して得た所のものは何であるかと云へば「オコツク」海の漁業權で御ざいます、此重大なる權利を保有する所の結果として、自然に我國家の寶庫たる所の「オコツク」海から得る所の産額は、年々發展して居るので御ざいます、而して此「オコツク」海に産する所の魚族は、歐羅巴の「ノースシー」に産する所の魚族と同じ種類の魚族でありまして、主なるものは鱈、鮭、鯡、鰊の如きもので御ざいます殊に歐米人は否な拉丁民族は此鱈、鮭、鯡を甚だ好んで食するのであります、此歐米人――拉丁民族の必需の食料品としまして、主として南北兩米に需要されて居りまして、從來歐羅巴の「ノースシー」から出ます所の産額は、年々一億二千萬圓の供給を爲しつゝあるのであります、此度は戰爭に伴つて需要供給の關係に大變動を起しまして、今や最も缺乏を告げて居るやうな狀態で、我國に向つて非常なる注文が來る譯で御ざいます、故に若し我國が一度手を此「オコツク」海に染めたならば、鱈許りでも優に一億圓の金を外國から取る事の出來ることは、容易の業だと私は信ずるのであります、斯かる無盡の寶庫を保有して、世界最も有數の天惠を恣にする所の國柄であるにも拘らず、水産國として甚だ不振の狀態に在りますのは、國富增進の上から見ても、實に由々敷き大事だと私は思ふので御ざいます、試に歐洲各國の漁業の區域を見ますれば、各國を通じて其面積が約十四萬里あるので御ざいます、之に對して我國は、唯一箇國で略々歐洲各國に匹敵する所の區域十二萬三千方里を占有して居るので御ざいます、然るに漁獲の高に至りましては、僅に十萬人の漁夫を持つて居る所の英吉利、此英吉利が、現に百五十萬の漁夫を持つて僅に一億三四萬圓の生産を擧げる所の我國を、凌駕して居ると云ふことを想へば、實に殘念に堪へないので御ざいます、又日本の北方の丁度堪察加と同じやうな寒帶の地位に在る所の諾威、此蕞爾たる諾威は、此大戰と共に水産輸出の大策を確立しまして、學理を尊重して之を實地實況に結合しまして、調節宜しきを得たる結果、殆ど此戰爭に對して平時に數培する輸出を爲して居ります、昨年度の如きは一箇年に一億數千萬圓を、單に一國で輸出して居る次第で御ざいます、世界有數の水産國を以て誇つて居る我が日本國が、過去數十年僅に二千餘萬圓の輸出を以て甘んじ、時局の爲に漸く一千萬圓の增額を以て、それに依て晏如として居るやうな事では、此後どうして此世界の大勢に應ずることが出來るで御ざいませうか、實に歐米の駸々たる水産業に對して、廣い面積を以て、豐富なる材料を以てさうして彼等の十分の一にも足りないと云ふことは甚だ遺憾に堪へない次第で御ざいます、唯今世界の各國は有ゆる學理と經驗と智識と精力を集中致して戰爭に從事して居ります、軈て此戰は終結を告げることになるで御ざいませう、此時に際し各國は共に貿易政策を確立して、經濟上の大激戰を演ずると云ふことは今日より火を睹るより明かであります、此

時の猛烈なる事は、日今の砲煙彈雨よりも激しいと私は信じて居るのであります、我國は此時に對應するの準備が十分に完成して居るで御ざいませうか、大に寒心に堪へない次第で御ざいます、今日戰時中は我國の工業は頓に勃興しまして、之を東洋及南洋方面に輸出して居りまして、年々數億の輸出が超過しまして國內に於ては經濟界は稍々順潮になつて居りますけれども、此順潮が果して永く繼續する事が出來るでありませうか、是亦疑問だらうと信ずるので御ざいます、此時に際し獨り超然として世界第一の豐富なる材料を包容しつゝある、即ち世界人類の重要問題として居る所の食料品問題を解決するに於て、最も誇るべき我が水產物は、天然無盡の資源であります、此天然無盡の資源を開發し、此水產物を捕獲致しまして、之を我が內地に於ては漁撈に、貯藏に、輸送に、其方法を十分に研究して、成べく內地人の食料に安價に之を提供する所の方法を講じ、又外國に對して之を製造して輸出に努力し、國際貿易品として世界の需要に應ずるの準備を爲したならば、日本の發展に從つて優に年々一億乃至二億の輸出を見る事は、容易の業であらうと信ずるので御ざいます、然らば即ち我が水產業は、日本の宿命的產業ではありませぬか、此宿命的產業を措いて他に何等の大なる產業はないと私は信ずるのであります、此大なる產業が今日の如く、日本人の食料にすら高價なる價を拂はなければならないと云ふのは、何たる反對の現象でありませうか、甚だ本員の遺憾とする所で御ざいます、是に付ては色々原因も御ざいませうが、主に水產の原理を研究する所の學術水產教育の振はざる結果だらうと私は思ふので御ざいます吾輩共水產に熱心する所の議員は、共に之を相互に談じて、相攜へて本案を提出した次第で御ざいます詳細なる事は又委員會で相互に決する次第で御ざいます、どうか政府に於ても此案の精神を容れ、諸君に於ても滿腔の同情を與へられんことを希望する次第で御ざいます(拍手起る)

○西川太治郎君　議長、此際政府に質問したい事があります。

○議長(大岡育造君)　西川君は此案に關係して、政府に質疑があると云ふことでありますか。

○西川太治郎君　左樣であります。

○議長(大岡育造君)　それでは登壇を……

〔西川太治郎君登壇〕

○西川太治郎君　唯今奧田君の水產教育振興策には私も滿腔の同情を以て贊成を致して居るもので御ざいます、唯此際豫て私の宿論として居ります、淡水魚族のことに就て政府に質問を致したいと思ひますそれは先年來京都帝國大學に於きまして博物講座が御ざいませぬ、それ故にどうか博物講座を設けたいと云ふことを大學總長にも申したことが御ざいます所が大學總長も同感で御ざいまして、前年の議會で博物の講座が通過したやうに私は存じて居ります、所が此博物講座を設けました結果として、琵琶湖に於いて實驗所を豫て設けてありますが、之を愈々擴張する考であると云ふことで御ざいましたが、其後未だ十分に是が擴張を見ませぬやうに考へます、尙又滋賀縣に於きましては琵琶湖の水產蕃殖の爲に、從來是は縣の計畫として二十萬圓を投じ、尙又本年より更に十箇年計畫として、十萬圓以上を投じて魚類を放流するのであります、斯の如く一方に於ては帝國大學に於て實驗所の設があり、尙又一方に於きましては水產試驗場の設がある、それに對して政府は斯の如く琵琶湖を利用して、國立水產講習所を設けるとか、或は實驗所を設けるとか、或は此大學並に單に地方の試驗所に委せずして、政府は魚族のことに付て之を利用して、講習所を設けるやうな御意嚮はありませぬか、先年河島知事が居りました時分に、此事を農商務省に御交涉を願ふことが御ざいます、所が財政の都合に依て未だ出來ないのを、甚だ河島君も遺憾に思つた次第で御ざいますが時運も餘程進步をして居りまして、博物講座も出來、愈々實驗場の擴張も見むと云ふ譯で御ざいますから、此際政府は琵琶湖に於て國立講習所を設けて、水產の發達に資せられるやうな御意嚮はないか、此事を質問するので御ざいます。

〔國務大臣仲小路廉君登壇〕

○國務大臣(仲小路廉君)　御質問に御答を致します今日の場合で御ざいますから水用の開發に付きましては、政府に於きましても最も力を盡したいと存じます、即ち水產の開發としては、遠洋近海に亘ることは勿論であります、殊に又淡水の魚族に付きましても同樣でございます、或は學術の上より又た實驗實際の上より兩方面より攻究を致して、成べく成績を擧げ實績を擧げるやうに盡したいと存じて居ります、唯々如何なることを此際にするか、滋賀縣下に講習所を國立として置くか、其點は卒爾に申兼ねますが、能く審議攻究を盡した上に、相當の方法を致す積りであります。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられむことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ本案は、議長指名九名の委員に附託するに決しました。

○岩崎勳君　日程第十一、市町村吏員優遇に關する建議案は、是が說明をなすべき荒川五郎君の都合に依り一時延期の動議を提出致します。

〔「贊成」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　延期に御異議がないと認めます、仍て延期に決しました、日程第十二、第十三の議案は、同一委員に附託しある議案なるに依り、一括議題となし委員長の報告を求めます。

第十二　津山上郡間鐵道建設に關する建議案(福井三郎君外一名提出)(委員長報告)

第十三　津山智頭間鐵道建設に關する建議案(福井三郎君外四名提出)(委員長報告)

○議長(大岡育造君)　委員長の報告を求めます、奧田龜造君。

〔奧田龜造君登壇〕

○奧田龜造君　日程第十二、津山上郡間鐵道建設に關する建議案、第十三、津山智頭間鐵道建設に關する建議案の委員會の御報告を致します、兩案とも委員諸君が熱心に御審議なさいましたが、津山上郡間の建議の方に付きましては、此間の鐵道は今播美鐵道と云ふ私設會社に、政府が許可してやらせ居りますので、若し此會社が十分に完成することの出來ないと云ふ場合には、政府に於て大に考慮すると云ふことでございました、津山智頭間鐵道建設に關する建議案の方に付きましては、是も政府委員が經費の許す範圍に於て、成べく建設するやうにしやうと云ふ御話でありまして、兩案とも滿場一致を以て可決致しましてございます、右報告致します。

○議長(大岡育造君)　福井三郎君。

〔福井三郎君登壇〕

○福井三郎君　別に反對もないやうでございますし委員長の報告に於て盡きて居りますから、蛇足を補ふ必要はございませぬが、一應委員長の報告を補うて諸君の御贊成を求めて置かうと思ひます、津山上郡間は委員長の報告の如く今私設の播美鐵道に許可してあつて、それが工事中であります、提案者は此鐵道は私設會社の力に俟つては成就することの出來ないものと認めて、此建議案を提出致したのでありますが、又委員會に於て認むる所も、滿場一致で此鐵道會社の力に俟つ事は六ケ敷いものと認めましたそれで政府の立場から申しましたら、さうかも知れませぬけれども、其期に達せずんば、其會社の力を以て爲し得ざるものと認むると云ふことは早計に屬する、故に其會社が自身の力を以て遂行し得なかつた曉には、勿論私設として許した程の線路であるからして、不必要とは思はない、故に此場合に於ては相當の考慮を費さなければなるまい、故に今日此提案に反對は致さない、さりながら時を期して何時からと云ふことは言へない、是が政府と委員會に於ての折衝の經過でありまして、それから智頭津山間は是は其間は哩數も少ないのでありますし、政府に於ても無論反對はしない、其前一度委員會のございました時分に、其模樣を何れかの新聞に報道してあつたが政府は反對をしたと云ふことが書いてありましたがそれも政府に質して見ました所が、反對ではない、無論有要と認めるからして、此間にも鐵道を架設しなければならぬ、唯經濟の工夫時期等の問題である經濟の許す場合に於て、時期の可なる時を見て敷きたいと思つて居る、斯う云ふのが政府の意見であつた、委員の見る所は一人の異論なく、此間は最も速に架設致しましたならば、陰陽の連絡が始めて極く便直ぐに貫通をするのであるからして、寸時も棄て置くことが出來ないと云ふ程に、急を要するものと認めたのであります、さうして政府も無論そこまでの急を要すると認めたと云ふて同意を表せざるまで不必要でない、經濟の許す範圍に於て時期を見計つて、相當な考をしやうと云ふのでありましたから、そこで委員會は兩案共に委員長報告通り滿場一致を以て可決致しましたのでございます、斯樣な次第であるからして、どうぞ滿場の御贊成を得て、其力を以て政府に此建議案の趣意を、一日も早く實行をせ

しめたいと私は希望するのでございます、宜しく御賛成を希望致します（拍手起る）

○岩崎勲君　兩案共に委員長報告通り可決せられんことを希望致します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の發議の通り、兩案共に採用するのに御異議なきものと認めます、即ち可決を宣告致します、日程第十四、平町小名濱間鐵道建設に關する建議案を議題と致します、委員長高岡唯一郎君。

第十四　平町小名濱間鐵道建設に關する建議案（高岡唯一郎君外三名提出）
（委員長報告）

〔高岡唯一郎君登壇〕

○高岡唯一郎君　諸君、唯今議題に上つて居りまする平町小名濱間の鐵道建設に關する委員會の經過並に結果を御報告致します、委員會は愼重に審議を盡し、且つ政府當局とも十分に質問應答を重ねました結果が、本案は海陸連絡線として最も必要な線路である、而して又我帝國産業發展上最も急設を要する所の鐵道である、故に委員會は滿場一致を以て、本案を可決致した次第であります、而して委員會は之に向つて一の決議文を附しました次第であります、其の決議文は斯樣であります「本鐵道の延長は我國産業政策上急設の必要ありと認む政府は速に建設に着手すへし」右の通りであります、此段御報告致します（拍手起る）

○岩崎勲君　本案は委員長報告の通り可決せられんことを希望致します

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長報告通り御異議なきものと認めます、即ち本案は可決を宣告致します、日程第十五、第十六、第十七の議案は同一委員に付託し、且つ同種の案なるに依て、一括議題となすに御異議はございませぬか、

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なきものと認めます、委員長報告を求めます、委員長田中隆三君。

第十五　物價調節に關する建議案（村松恒一郎君提出）　（委員長報告）

第十六　物價調節に關する建議案（降旗元太郎君外二名提出）　（委員長報告）

第十七　物價調節に關する建議案（元田肇君外四名提出）（委員長報告）

〔田中隆三君登壇〕

〔拍手起る〕

○田中隆三君　物價調節に關する建議案委員會の經過並に結果を御報告申上げます、建議案は三種類ございまして、一つは村松恒一郎君より御提出のもの一つは降旗君外二名より御提出のもの、一つは元田肇君外四名より御提出のもの、此三案を私共の委員會に御付託になりましたのであります、此三つの建議案は其大目的とする所に於て殆ど同一であります唯降旗君外二名の方より御提出になりましたものには、些か異つた文句が入つて居りましたけれども、其事は別に又申上げます、兎も角も大趣意とする所大目的とする所に於ては、三案共餘り變りはございませぬのであります、それ故に政府委員との間に、或は國務大臣との間に質問應答を重ねました末小委員會を開きまして此三建議案を斟酌加除致しまして、一の成案を作ることになりました、其成案を委員會の議に付しました所が、滿場一致を以て可決致しましたのであります、其文章は既に御手許に廻つて居りますから、此處に改めて私は申上げませぬ大體に於て此建議案と云ふものは、其成案の文章に現はれて居りまするが如く、物價の變動と云ふことは、或は生産の基礎を危殆ならしむる、或は工業の根柢に動搖を來すとか、或は又國民生活上に不安の念を起さしめて、時に憂ふべき結果を來すことなきを保せないと云ふやうな重大な問題でありますので前申上げまする如く、各黨派を代表する三建議案も出て居るやうな次第であります、又政府に於ても同より共趣意目的に於て御異存あるべき筈もなし、又國民も大に之を歡迎して居られる筈のものでありますから、何事もなく一瀉千里で通過する事と思ひました所が、通過は致したに相違ありませぬ、又前申上げましたる如く、滿場一致を以て可決は致しましたけれども、中々長い間の時間と議論がありましたことであります、其事を御參考迄に大要申上げて置く必要があらうと思ふ、其議論の起りました動機は降旗君外二名より御提出になりましたる建議案の中に、農商務省令第二十號と云ふものは、物價調節の目的を達する――達せざるのみならず「其目的」と書いてありますけれども「其」と云ふのは即ち前を受けて居る即ち物價調節のことであります、其物價調節の目的を達すること能はざるのみならず經濟上の不安を招くからして速に之を廢止して他に適當なる物價調節の方法を執れよと云ふ文句がある是が議論の緒口になりまして先づ以て國務大臣或は政府委員との間に種々の質問應答がございました、所が唯今申上げました文句の中に、其物價調節の目的を達する能はざるのみならずと云ふけれども政府當局の方から之に答辯せしむれば、あれは物價調節の爲に發布した所の省令ではない、あれは暴利取締令である、或は幾分間接に物價調節のことに關係はあるかも知れぬけれども、其省令發布の目的は全く別事である、即ち市價の變動を誘起して、暴利を得んとするやうな不正行爲を取締る爲めの取締規定であるので、どうも之を以て物價調節云々と論ぜられても、甚だ迷惑をすると云ふやうな御樣子であつたのであります、言葉は甚だ此模樣を評して、何と申上げて宜いか知れませぬが、何か的が外れて居るやうな模樣でございまして餘程呆氣ない結果に陷つたのであります、一方は其省令は物價調節の目的を達せぬと言つて論ずるけれども、此方ぢや、いやそんなことではない、關係のない省令でござると斯う云ふことでありますから、問ふ者と答へる者との間は旨く合ひませぬ、それから其後段に在る此省令の爲に經濟上の不安を招くとか、不安を惹起すると云ふことに就ても、政府當局の方の答辯は、まるきり問ふ人の方と反對である、是は非常な手順方法を用ひて暴利を得んとする不正の者を取締る規定であるが、其不正の行爲をする者を取締らなければ、却て經濟社會に變動を起すのぢやないか、此省令の爲に經濟社會の不安を招くと云ふ御辯は、實に窮入つたことであると云つたやうな、此農商務大臣威儀を正しての御答辯であるので（笑聲起る）それで詰り此省令二十號の問題に就ては、委員長として私は愼んで傍聽致して居りましたが、どうも一向落著く所がなかつたのであります、併ながら其問はれる方も農商務大臣の答辯せらるゝ如く、斯る不法な行爲即ち暴利を貪らんとして或る手段を執ると云ふやうな、不正行爲を取締ると云ふことは惡いとは誰も仰しやる方はないので、其點に於ては政府當局と御同意であるやうな模樣に見えました、併ながら農商務省のやり方が尚は言葉を換へて言へば、其省令二十號の適用の仕方に何か間違でもあり、面白からぬやうな事實でもあつたかの如き議論が、彼方此方から起つたのであります、果して問ふ者の意義は其所に在るとすれば、即ち適用上に於て間違があるとか、或はあらむとするとか、虞があると云ふことの有るやうにありました、で此點に就ては、結局委員の多數は此省令二十號の適用に就ては、政府當局に於て十分に愼重の注意を加へることに致したいと云ふ希望がありましたので、其希望は多數の容るゝ所であつて、委員會の速記餘にも特に留めてあります、又此希望に就ては農商務大臣よりも勝回御答辯がありまして、將來一層愼重の注意を加へると、殊に何か起つた問題に關係のある取引所の行爲に、之を適用すると云ふが如きに至つては、此取引所なるもの公設機關たる性質に鑑みて、愼重の上にも愼重を加へる、又固より其機關を代表して居る所の理事者――理事長等にも十分に協議すべきことは協議もする、打合すことも打合をすると云ふやうにして、手續上萬違算なきことを期すると云ふことは、勝回の御辯明でありましたのでありまするから、此問題は詰り其事で終つて仕舞つたのであります、尙もう一言御報告しなければならぬのは、此省令二十號に付て更に一歩を進めて、是は憲法に背いて居る所の省令である、憲法違反の省令であると云ふやうな議論も起つたのであります、其議論の根柢は要するに此省令の爲に所有權を侵さざるやうな場合が起ると云ふ議論であつたのであります、で又所有權を侵す侵さぬと云ふことは、先づ假りに除けて置いても、政治道德の上から斯る重大なる人の財産に關係のある省令であるならば、或は之を法律にするとか、少くとも勅令の形式を以て之を規定するのが穩當でないか、大臣限りの省令では甚だ穩かでないと云ふやうな議論もあつたのであります、併ながら此點に對しても農商務大臣は、是は憲法第九條に依る所の行政命令である、産業取締に關する所の規定である、所有權を侵すとか所有權に關するとか云ふことは毛頭ないと、繰返して言ふが如く、即ち惡手段を以て市價の變動を誘起せむとする、依て以て暴利を貪らんとするやうな不正行爲を取締ると云ふことであつたので、之に類似したる法令は何遍も出て居ることであつて今日に始まつたことでもなし、決して憲法上違反の行爲と

認めないと云ふやうな御辯論であります、併ながら此憲法論は中々手厳しい議論が多うございまして、御見受申した所、農商務大臣も大分手傷を負はれたかの如く拜察致しました（拍手起る）氣の弱い委員長は此結末はどうなるかと思つて、非常に心配しましたけれども、洵に都合の好い事には、兎も角も此建議案の大主眼とする所の目的に於て、前申上げまする如く皆樣が更に異存のないことで、三派同意で其成案を御可決になると云ふことであつて、其二十號とか憲法違反とか云ふやうな事は、實は間接の問題で、別に農商務大臣不信任案の議である譯でもなし、詰る所一寸横つちよに廻つた枝葉の議論でありましたので、最初の勢は劇しうございましたけれども、彗星が飛んで行つたやうな工合に（笑聲起る）つい世界に打突かることはなしに、首尾能く滿場一致で以て、此建議案の所謂成案と云ふものは可決になつたのでありますから、どうぞ其邊の御事情を御斟酌になつて、本議場に於ては何等の異論なしに、滿場一致を以て御贊成あらむことを切望致します、

（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 此際本案に關係して、政府に質疑を致したいと云ふ申出があります、正木照藏君

〔正木照藏君登壇〕

〔拍手起る〕

○正木照藏君 本案を議するに當り、政府當局に少し御伺したい事がある、此案の委員會に於て、遞信大臣は目下亞米利加に向つて、十五萬噸の船を提供すると云ふ議を進めて居ると云ふことを言明されたが、是は昨年交渉があつた所の鐵との交換問題とは全く別である、鐵との交換問題に付ては、別に是は造船家が亞米利加の政府と交渉致して居る、是も遂には數萬噸の船を提供することに至るであらうと思ふ、斯の如き事が世上に傳りました爲めに、一旦大に下つて居つた所の傭船料が、復大變騰つた、既に昨年の船舶管理令發布以前程の相場になつて、四十圓で契約が出來たと申すやうな次第になつて居る、若し是が亞米利加へ提供することが愈々實行さるゝ事になりますれば、益々騰るだらうと考へます、傭船料の騰ると申すことは運賃の騰ること、運賃の騰るは即ち物價に影響する、斯う云ふことになる、此政府の措置は今吾々が此處に建議せむと致して居る所の物價の調節と云ふ事と反對の方角に向つて行き居るやうな考を私は致すのであります、之に付て政府當局は、果して斯の如き多數の船を亞米利加に提供する、少なくとも我が遠洋航路の運搬力の十分の一內外の船を提供をする結果は、物價の騰貴に大なる影響を及ぼさないと云ふ御考であるか、如何であるか私共から見ると既に前申す如く、傭船料が大に騰貴しつゝあるのであるから必ず物價に影響するに相違ないと考へます（「委員會で濟みました」と呼ふ者あり）併ながら政府が敢てせむとするのは、物價に影響が無いと云ふ御見込であるかどうであるか此點を明かに御伺したい、引續き此建議案の中にも、輸出品の制限若くは禁止と申す事がございますが、就きましては亞米利加に於ける貿易の禁止、此結果はどうなつて居るか、其事は先般私が外務大臣に御尋したときに、專ら船舶の關係であると申すことを御答があつた、然らば今我國が之に向つて十五萬噸の船を提供すると云ふのは、何か此禁止令を緩和すると云ふ交換條件にする考であるか、既に其諒解が成立つて居るか、又さう云ふ方に歩を進める御考であるか此點を承りたい、以上二點に付て政府の御答辯を煩す（拍手起る）

○國務大臣（仲小路廉君） 議長。

○議長（大岡育造君） 仲小路農商務大臣。

〔國務大臣仲小路廉君登壇〕

○國務大臣（仲小路廉君） 正木君の御質問に御答を致します、御質問の點は二箇條でありまするが、其第一は聞く所に依れば今回亞米利加に對して我が船舶の幾何かを都合を付けるやうに聞える、果してさうなれば却てそれが又物價騰貴の原因となりはしないか政府の考はどうであるか、昨年以來亞米利加と曾て交渉のありました鐵と相交叉した問題は、昨年に於て段落が著いたので、更に今回は亞米利加と我が帝國との間に於て、國際上の關係として唯今種々に交渉をし、相當の處置を執るべき順序になつて居るのであります、素より此事の實行の際に於ては、多少各種の點に影響は無いではございませぬ、併ながら政府の當局者、殊に遞信當局者は、最も其點に注意周到なる畫策と經營とを以て、力めて國際上の關係は之を滑かにし、我が總ての經濟上に大した影響を及ぼさない順序に於て、都合好く此等の事を取運べる事に努力をされて居るので、私は此點に於て農商務の當局と致しましても、遞信當局とも十分に話合を致しまして、努めて經濟上各種物價の點に於て、大なる影響を及ぼさぬ事に十分盡す積りであります、それから第二の點は、米國に於て我が輸出物に對する制限禁止の、是が今の船舶問題と相關係があるかどうか、又それでなくとも其點に付ては、相當に考慮をして居るかどうであるか、實に我帝國より米國に輸出を致して居りまする數多の國產品に付て、之に對して萬一禁止若くは制限等の事がありまして、我が貿易上に重大なる關係がありましては、それこそ其及ぼす影響は容易ならぬ事と存じたのでありまして、政府に於ては此點に最も苦心を致したのであります、幸にして我が誠意のある所を米國に於ても十分是が諒解を得て、又米國に於ても極めて我に好意ある回答があつたのであります、以上の事情でありまするから、唯今の船舶の問題と相交叉したとは申しませぬ、相互に好意を盡し合ふて、出來得る限り國際關係、殊に貿易關係を滑かに致します――御答致します。

○正木照藏君 議長――議長（「好い加減にしろ」と呼ふ者あり）少し聞えませぬでしたが、相交叉と仰しやいましたか、何と仰しやいましたか、此船舶問題と禁止問題とどうなつて居る、相交叉と云ふのですか、少し席が遠うございますから聞えませぬ。

○國務大臣（仲小路廉君） 議長。

○議長（大岡育造君） 仲小路農商務大臣。

○國務大臣（仲小路廉君） それと是とは別でありますると云ふのであります。

○議長（大岡育造君） 熊谷直太君――いや森田茂君

〔森田茂君登壇〕

〔拍手起る〕

○森田茂君 私は唯今委員長より報告になりました物價調節の建議に付き、修正の動議を提出する者でありまして、皆樣の御贊成を得たいと思ふのであります、即ち其動議と申しまするのは、吾々委員に於きまして決定致しましたる所の物價調節に關する建議、即ち委員長の御報告の如く諸君の御手許に配付されて居りまする此建議書の「右建議ス」と云ふ前に當りまして「大正六年農商務省令第二十號ハ速ニ之ヲ廢止スヘシ」此一項を加へる事を、修正動議として爰に提出致す譯であります、大體の委員長より報告になりましたる此建議の趣旨に付きましては本會議に現はれましたる三案に付て、委員に於きましては最も愼重に是が審議を致したものでありまする結局委員長報告通りの建議書が爰に出來たと云ふことは、吾々に於きましても、最も滿足をする所であります、即ち今日の生活狀態から申しまして、此諸物價の騰貴なるものが、殆ど中產階級以下の者の生活破壞の狀態となつて居ると云ふ事も、吾々が申す迄もない事でありまするので、此意味に於きましては何人も異論がなかつた事柄であります、所が吾々が爰に委員長の報告に反しまして、唯今申上げましたるが如き修正動議を提出すると云ふことに付きましては、是は又大いに理由の存する事であります、此農商務省第二十號は吾々の見解より致しますれば是は明かに憲法違反である、又一面に於きましては民法或は商法に於ける吾々の契約の自由なるものを蹂躪するものである、之に對しましては吾々此立法府に參與する所の責任と致しましても、唯々之を等閑に附し去る事は出來ないと云ふのが、吾々の見解でありまして實は此建議案に於きましても、物價調節を圖ると同時に彼の省令二十號なる者は速に廢止したい斯う云ふ意見を吾々は政府に建言する積りであつたのであります所、が唯今委員長御報告の如くであつて委員會に於きましては此省令第二十號の適用に付て、將來愼重なる所謂運用方を望む、斯う云ふやうな希望の意味の事は現はれましたけれども、是では未だ吾々が滿足をする事の出來ない所であります、唯今申上げましたる此憲法違反と云ふことに付きましては、本案の所謂本會議に於て、吾々の黨に居りまする所の齋藤君、又委員會に於きましては松田源治君より、洵に理路井然たる立派なる御議論を私共は拜聽することが出來たのであります、さうして私共は全然此兩君の意見に贊成する者であつて即ち憲法第九條の獨立命令なるものは、學者から申しまするど、是は法令の共同範圍に屬する所のものである、併ながら之に付きましては、今まで吾々が聽いて居りまするが如く、第一には大權命令の制限を受けなければならぬ、又第二に於きましては憲法上の所謂立法事項を侵すことは出來ない、又第三に於きましては此命令なるものを以て――即ち獨立命令なるものを以て、法律を變更することが出來ない是は殆ど何人も爭ふ事の出來ない事のみならず、憲法に於きましても此の第三の事項の如きものは、明に書いてあるのでございます、ところが農商務省令

第二十號なるものは、是は唯今申しましたる兩君が明に述べて居りまするが如く、憲法第二十七條の所有權不可侵の原則に反する、斯う云ふ結果を來すと云ふことも洵に明かであります、所謂所有權の神聖なるものは申す迄もなく、唯我憲法に於きまして、土地收用法の場合に於て侵害を受くるの外、殆ど法律を以ても命令は勿論之を侵害する事は出來ないと云ふ事に唯今の法規の上には相成つて居るのであります、之に第一に反するさうして又次には營業の自由と麁く申せば申しても宜しうございませうが、此營業の自由に付て憲法上多少の議論ありと致しましても、民法又は商法に於て認められて居ります所の契約の自由、之を蹂躙すると云ふ事に付きましては殆ど疑のない結果であります、此點に關しまして諸君が本會議に於て聽かれましたるが如く、農商務大臣は此省令第二十號の第一條に規定致してありまする所の行爲なるものは、民法第九十條の公の秩序、又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行爲に該當するものであるが如き御演説があつたのであります、併ながら此御議論に至りましては、洵に失禮でありまするが仲小路農商務大臣は未だ民法の解釋を知らざるものであると、私は申上げて決して不都合でないと信ずるのである、それで國民に於きましては、決して契約を爲しまする考とか、其目的とか云ふものを論じて、而して之が法律上有効である若くは無効であると云ふ事を決定するものでなくして少明かに此法文に規定してありまする如く、契約の即ち其行爲自體が公の秩序若くは善良の風俗に反するや否やと云ふことを決定致しまして、而して其行爲の有効無効を論ずるものであると云ふ事は、殆ど言ふまでもない事であります、此事項に關しましては農商務大臣は、民法の第九十條を引用致して御議論なさると云ふ事は是は千慮の一失と申しませうか甚だ當らざるものであると致しまして私共は之に贊成をする事が出來ない、要するに法律を變更する結果を來し、若くは憲法の第二十七條に違反する行爲であると云ふ事に付ては、是は私共は殆と此場合に於て細説する事を要しますまいと思ふのであります、唯今委員長の報告の中に於きまして、委員會に於て最初の中は憲法上の議論も出、中々激しい議論も出たので、御氣の弱い委員長は此末如何に成行くべきかと云ふ事に付て非常に御心配なされたと云ふ事でありますが、是は御尤もである、委員長に於きまして御氣が弱き爲めに、斯う云ふ憲法違反の省令を吾々が前に控へまして、唯だ之を默つて過ごすと云ふ事に付きましては、どうも私は甚だ受取れぬ話であつて、どう云ふ形勢になるかと云ふ事に付て、委員長が御心配になつたと云ふ事も左もありさうな事と思ひます、私共はどう云ふ事になるかと云ふ事を心配致し、而して其結果必ず吾々の廢止すべしと云ふ意見が容れらるべきものであると云ふ事を信じて居つたのであります、所が此事に付きましては松田源治君が、農商務大臣の説明に對して愛想を盡かした、どうかと申しますると委員會の速記録を諸君が御覽下されば分ると思ひますが松田君の仰しやる事も、即ち私の唯今申上げたやうに、政府が憲法上の根據と、法律上の根據が悉く無いと云ふ事が明瞭になりましたから本員は頗る滿足致しましたと云ふて居る、是迄松田君に愛想を盡かされて、議場も斯樣なものに向つて度々説明を求めた所が、全く駄目であると云ふので、松田君も沈默を守り、私共もさう云ふ事に付て議論を爲さなかつた次第であります此意味に御解釋を願ひまするならば、委員長の申しまする如く、此問題が無事で納まつたものでなくして、斯の如き政府の大臣に向つて幾ら言うても致方がないから、是れで止めると云ふ事に委員會に於てなつて居ると云ふ事は、委員長の御説明が少しく委員會の經過を御報告する上に於て、言葉が足りなかつたと思ひますから是丈を申上げて置きます、斯樣な理由に依りまして、私共矢張是が憲法違反である法律違反であると云ふ事を考へて居りますから、是はどうしても修正動議を以て此事を附加へて置くのが適當であると云ふ事を信ずる第一の理由であります、次に又吾々から提出致しましたる建議案に書いてありまする如く、此省令なるものは經濟に於きまして、即ち取引の上に於きましても、斯の如き省令なるものが有りましては、是は經濟上に於ても餘り安定を得ない、又取引者に於きましても安定を得る事が出來ない、即ち何となれば唯一の行政官の見込を以ちまして、或る別の法律上若くは憲法上認められたる所の營業の自由、若くは其契約の自由なるものに付て、狙ひ擊をせらるゝと云ふやうな事がありましては、是は甚だ安定を得る譯ではない、それでありまするから私共は次の理由と致しましては、經濟上の安定を著しく害する所の省令であるとして之を廢止しなければならぬと云ふ意見を有つて居る者があります、是も亦委員長の報告にあつた事でありますが、暴利取締令、即ち省令第二十號を以て委員の或者に於ては之を物價調節の一方法と考へて居つたに拘らず、政府に於ては是は物價調節の爲めでない、唯暴利を貪らんとする者を罰する丈の行爲であると、斯う云ふ事を言つて、甚だ問ふ者の所謂的を外れた如き政府から説明があつたと云ふ事を報告になりましたが、是も委員長の仰しやる事が甚だ其要を得て居らぬのであります、決して政府に於きましては、斯樣な答辯を致して居らぬ(「して居る」と呼ふ者あり)して居ない(「居る」と呼ふ者あり)それは委員長が更に其點は補ふが宜からうが決してして居ると云ふ事では滿足する事は出來ぬのでありますそれは何故かと申ますと、速記録を御覽になつたら分る、農商務大臣は相場の平準を得る爲めには、斯樣な取締を爲す事も亦已むを得ぬと云ふことを明言されて居る、是は速記録に書いてある、其暴利取締令を發する精神は何れに在るかと申ますれば、是は主務省と致しましては、全く物價の平準を得ると云ふ考に在つたに違ひない、それを以ちまして委員長が、農商務大臣は別の行爲である、山賊を取締るが如き、若くは海賊を取締るが如き意味に於て、此暴利取締令を拵へたと云ふやうな御報告になりましたのは甚だ誤つて居る、是も私は一言附加へて置きますのであります、そこで吾々此修正動議を提出致しまする者は、物價調節と云ふ事に付ては、勿論初めに申しました如く全然同意を爲し、是は必ずしなければならぬものである、斯う云ふ事を考へて居りまする所が物價調節の意味を以て拵へました所の暴利取締令なるものは、此目的を達しまする上に於きまして、必ず其効果を擧ぐる上に於て困難なるのみならず、唯今申しますが如く、種々の弊害を來すと云ふ意味から申しまして、どうしても吾々は是が廢止を希望するものである、成程委員長の報告の如く我が委員の中に於きましては、此精神なるものが必ずしも惡るいものでないと言ふた人もあつたけれども斯の如き事をせぬならぬものであるとすれば、何故に議會の開會中であるとすれば、議會に諮つて法律を制定しないか、若くは議會閉會中であると致しますれば、憲法の定むる所に依つて所謂緊急勅令なるものに依つて之を定め、而して後に議會の承諾を經る途を取らなかつたかと云ふことを言うた人があつたけれども、政府に於きましては之を以て憲法違反でない、斯う云ふ考を持つて居りますから、吾々は飽迄も此意見を保持致しまして、而して之が廢止に力めると云ふ事が其責任であらうと云ふことを信ずるのであります、前に申しましたる如く、委員の多數の方に於きまして省令第二十號は唯其適用に付て將來愼重なる所謂運用をして貰ひたいと云ふ事のみに依つて滿足することは出來ないものである、それを繰返して申して置きます、吾々の建議致しましたる所のものゝ中に於て、物價調節を圖ると云ふことは提出されました三案に於て、是は共通點として一致が出來る、唯其適用を進ましめると云ふ意見、吾々の更に進んで廢止すると云ふ意見が相違致しました事は、甚だ遺憾とする所でありますが、政友會の諸君の中に於きまして、吾々の平生最も尊敬致します松田君、此松田君の憲法上の御議論を私共が聽きましては、殆ど間然する所がない、此御議論は必ず政友會の諸君に於ても、能く翫味せられて居ることだらうと考へまして、本日提出致しました所の修正動議なるものも、必ず諸君の御贊成を得るに違ひないと云ふ確信の下に、之を提出した次第であります どうか委員諸君も御再考を煩はしまして、又委員外の議員諸君、全體の諸君も本員の提出に御贊成相成ることに吝ならざらんことを切に希望する次第であります。

○議長(大岡育造君) 委員長より報告漏があるから補足したいと云ふ要求があります、之を許可致します——田中隆三君。

〔田中隆三君登壇〕

○田中隆三君 報告に少し漏したことがありますので、唯今森田君から何か私が故意に報告でも不足させたかの如く(「のう／＼」「さうは言ひませぬ」と呼ふ者あり)又滿場一致を以て御贊成になつて居りながら、突如として茲に修正案を御提出になりましたやうな事情がありましたので、此成案の成立ちました事情を、此際諸君に御報告をする必要あることを認めました(「謹聽」と呼ふ者あり)此案を作りますのには、憲政會の諸君の中より降旗君を代表者として指名したのであります、それから國民黨の方からは村松君を指名したのであります、政友會からは横

田君、委員長の私も之に加はりまして、互に胸襟を披いて打解けた話をしたのであります、して見ました所が、先刻申上げた如く三案と云ふものは趣意に於て一致をして居る、大趣意大目的に於ては一致して居るけれども、唯憲政會の諸君より御提出の案には、唯今問題になつて居ります省令二十號の廢止云々と云ふことがあります、それのみは全く毛色が變つて居りました、變つて居りました故に、憲政會の諸君に於て、省令二十號の廢止を強て主張せられると云ふことであれば、此案は否決するより仕方がないと云ふのが、多數の意見であつたのであります、そこで憲政會を代表せられて居る降旗君は數回幹部の方に御相談になつた、而も一日も二日もそれが爲めに費した、其御相談の結果、此建議案と云ふものは折合ふ、決して此案本體に就て省令二十號云々と云ふやうなことは言はない、併ながら案の外に或は希望條件と云ふやうなことで、吾々の意思を表明すると云ふ事丈は大目に見て呉れ、斯う云ふやうな御相談であつたのであります、その結果として此建議案は前に報告するが如く、滿場一致を以て可決した唯最後に全會一致で可決した後に、一つの希望條件として矢張建議案の本體でありませぬ、本體には觸はらずに希望として、省令二十號を廢止すると云ふ事の主張を置くと云ふことであつたが、それは無論少數で否決になつたが、さう云ふ希望を言ふと云ふことは、前の打合せの結果でありますから、其通り進行して來たのであります、然るに今日唯今になつて、今度建議案の本體を修正すると云ふことは、さう云ふ御考は無いかも知れませぬけれども、之を惡く解釋する人がありますと云ふと、御提出案の否決を免かれる爲めに假りの裝ひをして、さうして此成案を得て委員會を通過し、然る後此處でさう云ふ提案をなさると云ふことの疑を起されても、辯解甚だ御困難であらうと私は思ふ、德義上是は甚だ穩かでない事と思ふ、それ故に私は最初の報告にも態と其御希望の否決になつたことなどは、議場に報告しなかつたのであります、是は尚ほ此事のみならず、委員會殊に小委員會等の圓滑に行はれることの先例を將來是が爲めに傷けるやうなことが起りはしないかと云ふことを、私は非常に心配するのであります、篤と憲政會諸君に於ては、議院の慣例に就て愼重の御考慮を煩はされんことを希望致します、それから憲法論に付ても私の報告が足らないと云ふやうな御言葉でありましたが、私が詳しく申上げませぬのは既に此本案提出の際に、本會議に於て憲政會諸君の御趣意は何處にある、違憲論を唱へるのであるかどうかと云ふことを、吾黨の東君より御尋をした、其時に何と答へた、諸君を代表した野村君は何と答へた、此法案に憲法のことは何も必要はないではないか、何にも書いて無いじやないか、唯々省令二十號は目的を達するのでもなし、又經濟界の不安を招くから速に之を廢して呉れと云ふ丈で、憲法違反などゝ云ふことは曖氣にも出ない之を止めて呉れとか廢して呉れと云ふ趣意は、既に此根柢を認めた論である、省令二十號は面白くないから之を廢すと云ふ丈のことであつた、其事は私が解釋する許りでなく、此頃速記錄を讀むことが流行りますから、私も讀んで御目に掛ける（「それが委員長の報告ですか」「勿論」「默つて聽け」「議長脫線をして居るから御注意を願ひます」「八釜しい」と呼ぶ者あり）

○議長（大岡育造君）　相當の注意は議長より致します。

○田中隆三君　憲政會の中に憲法違反なりと云ふ議論がある、若しも憲法違反と云ふ議論があつたならば、決議案として出すのは、相當ではないかと斯う云ふ御意見らしい、吾黨に於ては百十六人の黨員があります、此中には憲法違反なりと云ふ意見の人も居るだらうし、又是は別に憲法違反でないと云ふ人も居るだらうし、是は銘々の頭に——銘々の意見に屬するのである（笑聲起り「もう一度黨議を決定すべし」と呼ぶ者あり）　私としては提案した所の……一寸是からが肝腎の所であります。

〔「何を言ふのだ」其他發言する者あり〕

○議長（大岡育造君）　發言をまだ許しませぬ。

○田中隆三君　「私として提出した所の根本義は今申す通り玆に明瞭に書いてあるのである、是に依ては所謂國家の經濟を調節するの方法としては不適當であると斯う書いてある、是は孰れの黨派にも同じことであらうと思ふ、色々議論があるに相違ない、甲の議論、乙の議論、銘々勝手なる議論をして居る其議論を捉まへてさうして、何故になさなかつたと云ふことは東君に不似合のことゝ思ひます、是は銘々には銘々の議論がある、尚ほ一言して置きますが我が憲政會に於ては、決して憲法違反と云ふ黨議はありませぬ、是は念の爲に能く申して置きます、我憲政會の黨議としては、唯今爰に申上げた通り、此簡單に理由を說明した此理由の說明が黨の黨議であります」斯う云ふ事を此議場に於て御報告になつて居ります、委員會に於ては無論森田君などの御言葉の中から、憲法違反云々と云ふことの御言葉もありました、ありましたけれどもそれは憲法違反であるが故に廢せよと云ふことは、此建議案其ものには無いのでありました、で此問題を而も其同意に依て滿場一致で御決議になつたことに、何等觸れて居ないのでありますから、私は報告を大略にして置いたのであります、兎も角も憲政會諸君の御考は甚だ要領を得ない、委員會に於て——小委員會に於いて唯今繰返して申上げまするやうな順序を經て出來た此成案に付て、突如として修正案を御出しになり、而も其御同意になつた御方から出るに至つては驚くの外はないのであります。

○武市彰一君　一寸簡單に報告に付て質問致したい

○議長（大岡育造君）　報告に付てゞすか。

○武市彰一君　唯今の報告に付て……

○議長（大岡育造君）　報告に付ての質問は許します

○武市彰一君　唯今田中君の御趣意として……

○議長（大岡育造君）　登壇を希望します。

〔武市彰一君登壇〕

〔拍手起る〕

○武市彰一君　私の田中君に對する質問は、唯今の御報告に付きましては、決して事實でないと云ふことの證據がある（「それは質問ではない」と呼ぶ者あり）　斯樣なことがある、吾々は委員會に於て省令二十號を廢止すべしと云ふ意見を提出して、少數で否決したのである、然るに其御報告は少しもなし、突如として本會に於て左樣なる意見を出すのは甚だ不德だと仰せらるゝのは、私共は甚だ事實に違ふと思ひます、委員諸君は皆御承知でありませう、どうして左樣な事實相違の報告を委員長として爲さるのであるか、意見を御互に異にするのは已むを得ぬ次第であります、數多の點がありますが、先づ其點から伺ひたい、どうして、森田君の發議に依り、吾々が之を贊成して委員會の問題となり、さうして少數で否決したものを、其意見を御認めにはならなんだか、其點を先づ御答を得たい。

○田中隆三君　議長、簡單でありますから此席から御答致します、

〔「登壇々々」と呼ぶ者多し〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます、靜肅に……

〔「武市君も登壇したのでありますから登壇すべきものであります」と呼ぶ者あり〕

○田中隆三君　繰返し申上げました如く、本建議案に付ては一つも修正の意見はございませぬ、唯今武市君の御話は、唯希望條件と云ふものを——本建議案は決議として全會一致で決議した後で、唯々少數の希望少數意見を述べたいと云ふのでそれを御述べになつたのである（「のう〳〵」「其通り」と呼ぶ者あり）　初から少數であるから否決になることは分り切つて居る、それは態と私は申上げなかつたけれども先程更めて補足の時に詳しく申上げました、是丈であります。

○議長（大岡育造君）　熊谷直太君。

〔熊谷直太君登壇〕

〔拍手起る〕

○熊谷直太君　諸君、私は委員長の報告に贊成を表しまして、森田君の動議には反對の意思を表示する者であります、森田君の動議は大正六年の農商務省令二十號は、之を廢すると云ふ所の一つの附加を爲した案であります、段々承る所に依つて見まするると云ふと、即ち委員長の報告に依つて見まするると云ふと、憲政會から御提出になつた所の案には、此條項があつたのである、即ち農商務省令の第二十號と云ふものは、之を廢止すると云ふ所の案があつたのであります、又國民黨より御提出になつた所の案も、我が政友會より提出した所の案も、皆な物價調節に關する案でありまして、此三案を一括して委員長報告の通り一つの成案となつたのは委員會の經過に徵して明かであるのであります、然るに此一括して成案になつたものに對して、憲政會諸君と云ふものが修正案を提出爲さると云ふことは、吾々は政治道德の上からして怪訝に堪へぬ次第であります、第一に此點を言明して置きます、議論は主に農商務省令第二十號を廢止すべきや否やと云ふことに係つて居りますから、議論は此點に制限致しまして、聊か自分の所見を述べて見たいと思ふのであります、元來農商務省令第二十號と云ふものは、皆さん御承知の如く急激なる所の市價の變動を誘起し、依て暴利を得るの手段として左に揭ぐる行爲を爲したる者はいか

ぬ、即ち買占又は賣惜を爲した者は、是は相當に處罰しなければならぬと云ふ所の省令でございます、此省令が果して憲政會諸君の言ふ通りに、第一には憲法に違反して居る、第二には此省令は取引の安全を害するものであるかと云ふ點を研究すれば、憲政會諸君の御提出になつた所の案の良否と云ふものも亦判明する譯であります、物價調節令の委員會に於きまして、此省令二十號の實質に付きましては、色々御討議になつて居る、其御討議になつて居る點を探つて見ますると、先づ是は實質に於て必要なる所の案である、必要なる所の省令であると云ふ事は略々一致して居るのであります、私共は其道に堪能なる所の委員諸君の賢明なる決議に謹んで服しまして此實質に亘つては深く論議はしませぬのであります森田君の取引の上に不安定を來すと云ふ議論を拜聽して見ると、何等根據がない、唯々さう思ふと云ふ一種の想像論に過ぎぬやうでありますから遺憾ながら此點に對しましては、十分なる辯駁すべき所の本がない、故に是は實質に於きましては今申上げる通りに、委員會の諸君に敬意を拂つて、是で措いて置かうと思ふのであります、而して是が憲法違反であるか或は契約の自由を害するものであるかと云ふ事の論議を、少しく試みて見たいと思ふのであります諸君、此省令二十號に付きましては、皆さんも御承知の如く、憲法學者に於て二つの説のある事を思ふのであります、即ち其一は決して憲法違反にあらず契約の自由を害するものにあらず法律を制限するものにあらずと云ふ所の消極論を唱へる所の論者でございます、又一面には森田君の御主張のやうに是は明に憲法違反である命令を以て所有權を制限する所のものである、契約の自由と云ふものを阻害するものであると云ふ所の議論であります、其憲法違反でないと云ふ所の議論と云ふものは、此議場に於て多く紹介されて居らぬのであります、即ち此の省令と云ふものは、憲法の上に於ても何等不都合はない、所有權を制限する所のものでない、又契約の自由と云ふものは、阻害するものでないと云ふ所の議論と云ふものは、政府委員の外更に之に付て論辯する所のものを聽かぬのでありますが、其論の根據と云ふものを、聊か茲に御紹介して見たいと思ふのであります、諸君、此農商務省令の第二十號なる目的は何處にある、精神は何處にあるかと云ふことは、先づ此省令を解釋する上に於て、最も必要だらうと考へるのでございますが、是は政府委員も此議場に於て屢々論辯せられるが如く、不正行爲不正取引と云ふものを禁ずると云ふことは、此根本の精神である、即ち目的は暴利を得る――急激なる所の市價の變動を惹起せしめて、以て暴利を得るの手段を講じて買占をやる賣惜をやると云ふ、其行爲自身と云ふものを罰する、不正の取引と云ふものを禁ずるのが此精神である、上段の買占を爲すと云ふ行爲、買占を爲さゞらしむると云ふ、此禁令と云ふものは所有權問題とは何等相接觸れないと思ふ、如何なる詭辯論者と雖も此買占を爲さしめざると云ふことは、所有權問題とは何等接觸しない、是は苟も法律の頭を有して居らるゝ方は、必ずさう御解釋になるに相違ないと思ふ況や此議場に列なる所の賢明なる法律に堪能なる諸君と云ふものは必ず爾く解釋するに相違ないと思ふのでございます、問題となるのはどう云ふ事であらうかと云ふと、賣惜を爲すの行爲、之を處罰すると云ふ事は所有權を侵害するのでないか、現に所有して居る所の米と云ふものを――例へば米、米と云ふものを賣惜んで居ると云ふ事、それを罰すると云ふ事は、所有權の制限にもなれば、又所有權を侵害するものにもなる、是は即ち憲法に所謂日本帝國の臣民は其の所有權を侵害せらるゝことなしと云ふ所の正條に當るでないかと云ふことの御議論であります、併し諸君（「ちよつとも分らぬ」と呼ふ者あり）御分りにならなければ能く速記録で御研究なさい（「速記では尙ほ分らぬ」と呼ふ者あり）此の所有權の問題はどうであるかと云ふと、即ち民法の規定に依りまして法令の範圍内に於て――法令の制限内に於て、使用收益若くは之を處分するのは、此所有權の權利であります、憲法に於て一面所有權を非常に保護すると同時に、憲法自身が民法に於て所有權の或る程度を緩和したる所の法律を出した場合に於てはどうなる（「間違ひだ」「非常に間違つて居る」「憲法の解釋を誤つて居る」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 靜肅に……

○熊谷直太君 即ち民法の規定に依りまして、法令の範圍内に於て、此所有權は之を使用し收益し又處分することを得るのであります、故に此憲法第九條に依りまして、特別命令を以て此所有權に制限を與へると云ふことは――假りに是は所有權に制限を與へることになりましても、何等私は不都合はないと思ふ、諸君も御承知の如く、警察命令の如き常に所有權に制限を與へて居る、さう云ふ例と云ふものは澤山あつて、數へ切れぬ程省令にも出て居るのであります、諸君、此省令に規定する所の事項を、假りに例を取つて見まするならば、どう云ふことになる極端の例を擧げて見ますれば、茲に千萬石の米を倉に積んで居る、さうして賣惜を爲して居る、一石五十圓で賣らなければならぬと云ふ決心をして居ると假定して見まするると、其社會の狀態――其邊に群がつて居る所の群衆と云ふものは――菜食に苦しむ所の人民は、是が爲に一粒を得ることが出來ないのであります、此千萬石積んだ所の米は、此米と云ふものは、吾人を養ふ所の立派な米でない（「ひや／＼」と呼ふ者あり）却て細民を苦める所の――細民を煩悩せしむる所の誠に一種の魔物に過ぎぬのであります、此時に當つて之に相當の制限をすると云ふ事に何の不都合がありませう、諸君も御承知の如く、警察災害豫防命令に於きましては、家屋を壞しても差支ないのである、他人の所有權を侵害すると云ふ事に一面からなりますけれども、警察火災豫防命令範圍内に於て家を壞しても支へないのである、又洪水氾濫の場合に於て、相當急救の方法を執つて、他人の所有權を侵害する事も差支ないのである、是れの意義と此省令との意義は何等差違がないのである、若し、貪慾なる所の商人が自己の利益を圖らんとして賣惜を爲して居る、千萬石積んでも億萬石積んでも、一粒の米も細民に與へないと云ふならば、それは實に危險千萬なる事であらうと思ふのである、即ち火事が――火災が家を燒くと云ふやうな行爲よりも、尙ほ猛烈なるものがあつて存するだらうと思ふ諸君が御承知の如く此警察の命令を以て、所有權の制限をすると云ふ事は澤山あるのである、例へば虎とか獅子とか云ふやうなものも、皆所有權の制限を受けて居る、是は何も法律を以て所有權を制限するのでない、即ち警察命令と云ふやうなものを以て、其所有權を制限し、或は牢獄に入れて之を監視すると云ふ所の義務を所有者に負はしむるのである、斯う云ふやうに此憲法の上に於て何等不都合の事はないと云ふ所の議論は即ち消極論を執る所の骨子になつて居るのであります、自分は必ずしも此議論に徹頭徹尾贊成する者ではありませぬ、併ながら此議論と云ふものが、確に法律上の根據があると云ふ丈は疑ないのである、現に是迄と雖も憲法の議論に關しましては、種々なる所の憲法違反有りや無しやと云ふ事に付きましては、種々なる所の議論がある、現に責任支出の場合はどうであるか、即ち憲法の第七十條に據らない支出をした場合に憲法違反であるかないかと云ふことの議論も、今尙ほ了解せられずに殘つて居るのである、又憲法第二十三條に依つて見れば、臣民は法律に依るにあらずんば、逮捕監禁處罰をせらるゝ事なしと書いてあるのである、併ながら此法律に依らずして命令に依つて處罰せらるゝ事の往々ある事は、賢明なる諸君の言を費さぬでも分るのである、斯う云ふやうな風でありまして、憲法上法律上に於て、解釋の統一と云ふものをしない所の幾多の問題もあるのであります、此省令も確に其一であると云ふ事を私は茲に斷言して置きます、憲政會の諸君の御議論の如く、爾く明に憲法に違反する所の問題でなからうと云ふことを茲に聲明して置きます、斯の如き場合に於て、其實質が目下の急務即ち國家の大事な場合に於て相當の施設をせられ、其施設と云ふものが時に適して居るものであると云ふならば、矢張我々は憲法第七十條、或は憲法第二十三條の場合の如く、姑く先例に依て之を看過するのが相當であらうと思ふのであります（「簡單」と呼ふ者あり）殊に憲政會の諸君に申上げて置きたいのは、大正三年の農商務省令第二十號はどう云ふ省令でありますかと云ふと、憲政會の御議論からすれば、是は明に所有權を制限する所の省令であります此省令は憲政會の諸君は如何に御解釋になるか、吾々の見る所を以てすれば、此省令も正しく憲法に違反する所の省令と謂はなければならぬのであります諸君が自己の内閣即ち大隈内閣に於て作りし所の此大正三年の省令に付きまして、何等憲法違反の呼りを爲さずして、今日唯今現はれた所の農商務省令第二十號に對して、憲法違反の呼りを爲さると云ふ事は、誠に大政黨に席を置かるゝ所の諸君にも似合ぬ次第だと思ふのである、其他此省令を以て――省令を以て所有權を制限する所の場合と云ふものは多々あるのである、大正三年の農商務省令二十二號、大正五年の農商務省令一號、殆ど枚擧する事が出來ぬ程皆所有權を制限して居るものが澤山あるのであります、而して諸君は之を責めずに、大正五年の省令

第二十號を責めるに急にして、自己の内閣に於て作りし所の省令に付ては、憲法違反の呼りも何も爲されぬと云ふ事は、甚だ政治道德の上から面白からぬ事ではないかと思ふのであります、吾々は今申上げる所の見地よりして、今迄の慣例上斯の如き實質に於て、相當の効力ある所の省令、而して其形式に於ても相當根據を持て居る所の省令に付きましては、從來の慣例に從ひまして解釋を與へてやるのが相當であらうと云ふ所の見解を持つ者であります、吾々も憲法法律の解釋を統一致しまして、憲政有終の美を濟したいと云ふことは、諸君と共に同感の次第でありまするが、是は所謂諸君と戰時狀態を離れた時平和克復の後に於て、即ち我黨が税制整理に關し、平和克復の後を以て、徐に之をやるが宜いと言ふと同一の意味の下に憲法法律の統一をなし、憲政有終の美を濟すと云ふ事は、春永く研究するのが相當であらうと考へるのであります、是等の意味を以ちまして、修正案に反對して委員長の報告通り賛成する者であります（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 川崎克君。

（川崎克君登壇）

（拍手起る）

○川崎克君 先程委員長から御報告になりました事に就て、大分に行違つた點があるやうに存じますから、一應私から事實の經過を申上げて訂正を致して置きたいと思ふのであります、此修正動議を出しましたることは、本日突如として現はれたやうに御報告になりましたけれども、決して突如と現はれたのではありませぬ、それは田中委員長も御承知の通り此の案に付いては各派共通の點があるからして、成べく一緒にしたいと云ふ御心配からして、色々と委員長の御心配になつたことは、私共も諒と致して居る、而して私共の方に於て、他の諸君と一致の出來ない點がありますから、此の點に付いては如何に致したならば宜からうかと云ふことを、公式に種々委員長に交渉をしたのである、而して最後に此の議場に於て、委員長から私に君等の要求せらるゝ點は、如何なる事を要求せらるゝのであるか、言葉では或は間違ふかも知れないから、書いて見せて呉れよと云ふことでありましたからして、私が筆を執つて、此二十號の廢止と云ふ事に付ては、委員會に於ても本會に於ても動議として提出を致したいのである、併し本文に付ては各派共通の意見である以上は、之に對して私共は同意を致します、斯樣に御答を致したので、決して本日突如として出したのではないと云ふ事丈は、御承知を願ひたいのであります、それから私共が本案に對して、此動議を出しましたことに付て、提出者たる所の森田君より其理由を述べられましたが、私は之に贊成する意味に於て、意見を申述べて見たいと思ふのであります、先程熊谷君の御說を拜聽致したのでありますが、熊谷君の御說に依りまするど、省令二十號は憲法上の違反にあらず而して其論據は民法二百六條の所有權の使用收益處分に付ては、法令の制限内に於て云々と云ふ彼の條項に於て、其制限を受けるからと云ふ御議論のやうに承知致したのであります、又此意味に於て大隈内閣の時分に、藥品の輸出を禁じました事に對して、是と同じ意味に於て御論斷のあつたことを承知致すのであります、併ながら吾々の省令二十號を解釋するのと、熊谷君の解釋せらるゝのとは、大分其性質を異にして居るやうに思ふのである、其性質を異にして居ることは、熊谷君も先程からして此壇上に於て御述べになつた御議論の中にも、所有權の制限と云ふことを屢々御論じになつて居ります、吾々は農商務省令二十號を以て、所有權の制限と云ふことの解釋は致して居らないのである、吾々は所有權を侵害されて居る、賣惜を爲したる行爲を强要すると云ふ場合に於て、其强要は明かに侵害であつて、憲法第二十七條の所有權を侵害して居るものであると論斷するのである、此憲法二十七條の規定に於て、公益の爲め必要なる處分は法律の定むる所に依ると云ふことを規定して、法律以外に於て所有權を强要せらるゝ場合の無い事を、明かに規定して居るのである、此意味に於て民法二百六條に依る所の此法律の制限内に於てと云ふ輕い意味とは、全く其性質を異にして居ると云ふ事を御承知を願はなければならぬ吾々は斯樣なる意味に於て、大隈内閣に於て當時出したる所の省令は憲法違反にあらず、此に出したる所の省令は憲法違反なりと云ふ、憲法上の論據を有して居るのであります、更に是に付て政府側の憲法上の御議論として、屢々農商務大臣より委員會に於て御論じになりました中、農商務大臣は民法第九十條の規定に依て、公の秩序又は善良の風俗に反するものであるからと云ふ理由を以て、是は決して法律違反にならぬ、法律に[illegible]隱して居るものであると云ふ、斯樣な御論據を承つたのであります、併ながら是は私共が屢々論じました如く、賣惜の場合に於て所有權の處分を强要するものでございまするからして、どうしても此所有權を侵して居る、所有權の制限を侵して居ると云ふことを、繰返して述べた如くであり、又此民法上の御議論を爲さるゝに當つては民法九十條の規定と云ふものは、主として列擧法に依らずして、包括的に此法律行爲の無効有効を裁判官の自由裁量に任して居ると云ふ所の、裁判の立法の精神であるのであります、此裁判立法に依る所の民法九十條の規定を、單純なる獨立命令を以て之れを侵して差支ないと云ふことであり、獨立の命令を以て勝手氣儘に此法律の有効無効を決定することが出來るならば、裁判立法に依て立てられたる所の民法九十條の規定と云ふものは、獨立命令に依て侵されることに相成るのであります、私共は斯樣なる不法なる御解釋を爲さると云ふことは、如何なるものであるか、殊に農商務大臣が此行爲を最後迄無効と云ふことを御主張になるならば宜しいけれども、委員會に於て之に撞著せる御論辯があつたのである、それは如何なる點であつたかと申しますれば、武市君から農商務大臣に御問を致しました時に此省令を以て罰せらるゝと云ふことを覺悟の上に、體刑三箇月の罪を被る積りで、此法律を犯す者があつたらどうするかと云ふことを御尋した時に、左樣な事を致す者は無からうけれども、若し破れかぶれの事を致したらば致方が無いと、斯樣な御答辯になつて居るのである、若し農商務大臣の唱へらるゝが如く、法律行爲の無効であるならば斯樣な時に當然無効であるべきであるに拘らず、矢張契約を存續して行く意味に於ての御答辯になつて居るのであります、吾々は此點に於て明かに撞著せる點を見出すのである、又更に屢々熊谷君の御說の中に伺ひました警察命令云々と云ふことがございましたけれども、是は憲法七十六條に謂ふ所の憲法發布以前の命令であつて、是は委任命令の性質に依つて明かに其効力の存するものでありまする以上、是以上の御答辯は致すの必要はないと思ふのである、更に私共は之を廢止する事に付ての必要なる事は、啻に憲法上のみではありませぬ、其運用上に付て多々あるのでありまするけれども、其主なる運用の上に於て、甚だ不公平であると云ふ一事實を擧げて、此省令なるものは有害無益のものであると云ふことを論斷致したいのである、其實は皆樣も御承知の通り、此麥粉の買占である、此小麥粉の買占と云ふことに付て、關西に於ける某商店は、二三箇月間に非常なる大計畫の下に買占行爲を爲して居るのでありまする、其買占めたる所の麥粉の全體は幾らであるかと云ふたならば、先づ輸出を致したものを引去りまして、現今に於て尙ほ四百五六十萬袋のものを買占めて居るのであります、さうして現在麥粉は一箇年幾ら生産せられるかと云へば、一箇年千九百萬袋である、而して今日輸出を致したもの、及消費せられたるものを引去れば後の殘りは僅に七百四五十萬袋の中で、某商店が此中で四百五六十萬袋を買占めて居るのでありますからして、其結果として昨年の九月に一袋三圓六十錢でありし小麥粉が、本年一月に入つて四圓十錢となり、二月中旬に於ては五圓六十錢となり、更に六圓を超え、今日は又五圓何十錢を呼ばつて居りまする之を昨年の九月の當時に比較致しましたならば、七八割の暴騰を致したのである、斯の如き暴騰を致すべき原因は明かに某商店に依つて蒔かれたる事實があるに拘らず、此事實に對しては、農商務省は何等の手續を御執りになつて居らないではないか（拍手起る）それを明かに國民の法廷である所の帝國議會に於て、此事實を裁斷を致したならば、明かに省令二十號を適用すべきものなりと云ふ斷定を得る事は明かである、然るに私共は之に付て委員會に於て、農商務大臣に御尋を致した所が、目下調査を盡し、それ〴〵途を盡して居りますると云ふ事の御答を得たのみであります、斯樣な重大なる事柄があるに拘らず、之を其儘にして置かれる、岡某なる者が大阪に於て一萬二千五百石の買占を爲した、其當時米は幾らあつたかと云ふたならば、朝鮮米日本米を合せて十九萬石は在つたのであります、僅か十分の一に足らざる買占行爲を爲したるの故を以て、此岡某なる者に處罰を爲し、七百萬袋在る所の小麥粉に對して、四百八十萬袋の如きものをば買占を爲したる者を罰せざる所の理由は何處に在るか（「ひや〳〵」と呼び拍手起る）吾々は斯の如き客觀的の材料が陳列せられて居つても、猶ほ罰せられぬと云ふのは是は一に行政官の主觀的の判斷に依るのであると云

ふの御答辯である、斯の如く主觀的の判斷にのみ依つて宜き者は罰せられず、輕き者は罰せらるると云ふやうな省令であるならば、一日も其存在を吾々は許さぬのである、斯の如き意味に於て憲法上、事實の運用上に於て、有害無益なる所の此省令は、一日も早く廢止すべし、而して帝國議會開會中でありまするからして、奸商を征伐するの精神に至つては吾吾は素より贊成でありまするから、案を具し法律として之を提出せられむことを偏に希望するのであります（拍手起る）

○岩崎勳君 議長。

○議長（大岡育造君） 岩崎君。

○岩崎勳君 討論終結の動議を提出致します（「贊成々々」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 討論終結の動議が出ました、御異議はありませぬか。

［「異議なし異議なし」と呼ふ者あり］

○議長（大岡育造君） 異議なしと認めます、仍て討論終結の動議は成立ちました。

○岩崎勳君 議長。

○議長（大岡育造君） 岩崎君。

○岩崎勳君 三案を一括して、委員長報告に對する森田茂君提出の修正動議は之を否決し、委員長報告の通り、即ち委員會に於て修正議決の通り可決せられむ事を希望致します。

［「贊成々々」「異議なし異議なし」と呼ふ者あり］

○議長（大岡育造君） 先づ森田君の修正案より決を採ります、即ち「大正六年農商務省令第二十號ヲ速ニ之ヲ廢止スヘシ」と云ふ項を加へると云ふことに贊成の諸君の起立を求めます。

起立者 少數

○議長（大岡育造君） 少數、否決――委員長報告通り御異議はありませぬか。

［「異議なし」と呼ふ者あり］

○議長（大岡育造君） 御異議なしと認めます、仍て本案は委員長報告の通りに採用することに可決致しました（拍手起る）

○議長 大岡育造君 日程第十八、沖繩縣特別自治制撤廢に關する建議案、奧田榮之進君。

［「第十九まで一括して」と呼ふ者あり］

○議長（大岡育造君） 尙ほ日程の第十九、鹿兒島縣大島郡島嶼町村制撤廢に關する建議案をも併せて議題となし、報告を受くるに御異議はありませぬか。

［「異議なし異議なし」と呼ふ者あり］

○議長（大岡育造君） 異議なければ一括議題となし委員長の報告を求めます、奧田榮之進君。

第十八 沖繩縣特別自治制撤廢に關する建議案（奧田榮之進君外二名提出）（委員長報告）

第十九 鹿兒島縣大島郡島嶼町村制撤廢に關する建議案（林爲良君外三名提出）（委員長報告）

［奧村榮之進君登壇］

○奧村榮之進君 委員會の經過並に結果を極めて簡單に御報告を致します、委員會に於ては政府委員と質問應答を重ねましたが、政府は沖繩縣特別自治制撤廢に付ても、亦鹿兒島縣大島郡島嶼町村制撤廢に付ても、愼重に調査を致す必要があるから致しまして、此場合贊否の意見を致し兼ぬるとの事であつたのでありますが、沖繩縣會に於きまして、此參事會を設けると云ふ事丈には、政府は同意と云ふことを言明されたのであります、それから尙ほ政府に於ても此二案に付ては、同情を有するが故に、成べく速に官吏を派遣しまして、現狀に就き精細に調査する積りである、其結果此特別制は長き間存置して置く必要は無いと云ふことを豫想しては居るが、其撤廢の時期を此處に明言することは出來難いとの事であつたのであります、委員會は滿議の上全會一致を以て、此二案を可決した次第であります、此段御報告致します（拍手起る）

○岩崎勳君 議長。

○議長（大岡育造君） 岩崎君。

○岩崎勳君 兩案共に委員長報告の通り、可決せられむことを希望致します。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の御說の通り、別に御異議はありませぬか。

［「異議なし異議なし」と呼ふ者あり］

○議長（大岡育造君） 御異議なければ兩案共に採用可決する事に決しました。

○岩崎勳君 議長。

○議長（大岡育造君） 岩崎君。

○岩崎勳君 日程第二十以下の請願事件に對しましては、委員長の都合に依り、延會の動議を提出致します。

［「異議なし異議なし」と呼ふ者あり］

○議長（大岡育造君） 延會に御異議ありませぬか。

［「異議なし」と呼ふ者あり］

○議長（大岡育造君） 御異議は無いと認めます、仍て延會に決します、本日は是にて散會致します。

午後五時一分散會

○大正七年三月十九日（火曜日）

午後一時十九分開議

議事日程 第二十四號

質問

一 市町村長及助役優遇に關する質問（恒松隆慶君外一名提出）

二 露領勸察加の割讓並露領沿海州漁業權の割讓に關する質問（田中萬逸君提出）

三 傳染病研究所の發見に係る病原の眞僞に關する質問（土屋淸三郎君提出）

四 時局に關する質問（押川方義君提出）

五 朝鮮警務機關の組織に關する質問（陣軍吉君提出）

第一 朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案（政府提出、貴族院送付） 第一讀會の續（委員長報告）

第二 海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第三 東京市區改正條例中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第四 京都市又は大阪市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第五 會計士法案（高木益太郎君外二名提出） 第一讀會

第六 市制中改正法律案（近藤達兒君外七名提出） 第一讀會

第七 町村制中改正法律案（近藤達兒君外七名提出） 第一讀會

第八 郡制中改正法律案（橫山金太郎君提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第九 市町村吏員優遇に關する建議案（荒川五郎君外三名提出）

第十 市町村其の他公共團體に煙草元賣捌事務委任に關する建議案（秦豊助君外十名提出）

第十一 帝國美術館建設に關する建議案（鵜澤總明君外四名提出）

第十二 成田鐵道買收に關する建議案（鵜澤宇八君外一名提出）

第十三 金名鐵道敷設に關する建議案（中橋德五郎君外五名提出）

第十四 松本鐵道建設に關する建議案（高島順作君外八名提出）

第十五 市町村に煙草元賣捌事務委任に關する建議案（前川虎造君外一名提出）

第十六 名古屋太田間鐵道速成に關する建議案（三輪市太郎君外六名提出） 委員長報告）

第十七 愛媛縣今治港開港に關する建議案（上河哲太君外四名提出）（委員長報告）

第十八 新見三次間鐵道建設に關する建議案（湯淺凡平君外一名提出）（委員長報告）

第十九 山田琴平間鐵道建設に關する建議案（白石直治君外十八名提出）（委員長報告）

第二十 （特別報告第百二十三號）東鄕村に登記所設置の請願（委員長報告）

第二十一 （特別報告第百二十四號）元佐倉區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第二十二 （特別報告第百二十五號）元松阪區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第二十三 （特別報告第百二十六號）元水口區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第二十四 （特別報告第百二十七號）古賀村を長崎區裁判所管內に編入の請願（委員長報告）

第二十五 （特別報告第百二十八號）小牛田石巻間の私設輕便鐵道を國有經營と爲すの請願（委員長報告）

第二十六 （特別報告第百二十九號）日立木村に停車場設置の請願（委員長報告）

第二十七 （特別報告第百三十號）平元鐵道速成

の請願（委員長報告）

第二十八（特別報告第百三十一號）**羽越海岸線酒田秋田間鐵道速成の請願**（委員長報告）

第二十九（特別報告第百三十三號）**池田川之江間鐵道敷設の請願**（委員長報告）

第　三　十（特別報告第百三十四號）**七尾輪島間鐵道速成に關する請願**（委員長報告）

第三十一（特別報告第百三十六號）**眞岡線鐵道延長に關する請願**（委員長報告）

○副議長（濱田國松君）　諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一政府より提出せられたる議案左の如し

（第四號）大正七年度歲入歲出總豫算追加案

（追第三號）豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

一議員より提出せられたる議案左の如し

帝國美術館建設に關する建議案

提出者　鵜澤　總明君　關　和　知君

高木益太郎君　金杉英五郎君

秋　田　清君

成田鐵道買收に關する建議案

提出者　鵜澤　宇八君　柏原文太郎君

金名鐵道敷設に關する建議案

提出者　中橋德五郎君　櫻井兵五郎君

米　田　穰君　淺野　順平君

戸水　寬人君　西村　正則君

松本鐵道建設に關する建議案

提出者　高島　順作君　百瀨　淸治君

丸山嵯峨一郎君　丸山豊治郎君

田邊　熊一君　植原悅二郎君

野口　孝治君　降旗元太郎君

竹村　良貞君

市制中改正法律案

提出者　近藤　達兒君　黑須龍太郎君

高木　正年君　横山勝太郎君

鈴木富士彌君　三木　武吉君

淸　崟太郎君　村松恒一郎君

町村制中改正法律案

提出者　近藤　達兒君　黑須龍太郎君

高木　正年君　横山勝太郎君

鈴木富士彌君　三木　武吉君

淸　崟太郎君　村松恒一郎君

北鮮、裏日本聯絡航路延長に關する建議案

提出者　櫻　井　兵五郎君

一貴族院は本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

羅災救助基金法中改正法律案（政府提出）

朝鮮の生產に係る物品の移入稅免除に關する法律案（政府提出）

日本興業銀行法中改正法律案（本院提出）

輕便鐵道法中改正法律案（本院提出）

軌道條例中改正法律案（本院提出）

一議員より提出したる質問主意書左の如し

對支外交に關する質問主意書

提出者　櫻　井　兵五郎君

鐵道運輸に關する質問主意書

提出者　北　井　波治目君

一政府より受領したる答辯書左の如し

大正七年三月十五日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員工藤善助君提出石炭需給に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員工藤善助君提出石炭需給に關する質問に對する答辯書

一政府に於て必要と認むるときは固より石炭の外國輸出を制限することあるへきも現時內國に於ける石炭需給の關係は大體に於て平衡を失はさるものと認めらるるを以て今日猝に之か制限を爲すの要なきものと認む

一石炭は米鹽に亞ての必需品とも見るへきものなるか故に鐵道輸送に關しては常に充分の注意を拂ひ必要に應して設備の改善を爲しつつあり即ち之を過去の實績に徵するときは

	一日平均發送數量	前年に對する増減（△）步合
大正三年度	三九、五九八	—
大正四年度	三八、四一九	△、〇三
大正五年度	四三、三二〇	、一三
大正六年度（自六年四月至七年二月）	四八、七九三	、一三

にして大正四年度に於ては時局の影響に依り前年に比し幾分減少したるも五年度以降には一割三分宛の增送を見つつある次第にして尙今後も出來得る限り增送を期する方針なり船舶輸送に關しては政府は曩に戰時船舶管理令を制定實施し其の運用に依り內外航路に於ける船腹の調節を圖りたる結果石炭輸送力の增加に資せる効果尠からさりしものと認む尙政府は將來に於ても同令の運用其の他適宜の措置に依り最善の方法を採り遺算なきを期せむとす

右及答辯候也

大正七年三月十五日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

遞　信　大　臣　男爵田健治郎

農商務　大　臣　　仲小路廉

大正七年三月十六日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員小泉又次郎君提出紙價調節に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員小泉又次郎君提出紙價調節に關する質問に對する答辯書

印刷料紙は國民の必需品にして特に文運開發の上に至大の關係を有するを以て政府は曩に大正三年九月農商務省令第二十二號に改正を加へて「ザラ紙を除きたる印刷料紙」の輸出を制限したり而して特に「ザラ紙」を除外したるは仔細に其供給の數量を調査したる上既往に於けるか如き程度の海外輸出を爲すも之れか爲に內地の供給上不足を生するか如きこと之れ無きを認めたるに依る而して將來の趨勢如何に依り政府は必要の措置を執るに於て機宜を謬らさることを期す

右及答辯候也

大正七年三月十六日

農商務大臣　仲小路廉

大正七年三月十八日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員一宮房治郎君提出日露日支兩協約の實行並支那鐵鑛國有に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員一宮房治郎君提出日露日支兩協約の實行並支那鐵鑛國有に關する質問に對する答辯書

一東支鐵道一部讓受及松花江航行權問題の經過を公表するは未た其の時機に非すと認む

二政府は滿蒙に關する日支協約か實行不可能の狀態に在りと認めす現に土地商租の如きも成立したる實例數十件あり但し地方に依りては支那側に誤解ありたるか爲商租の成立に困難を生したることなきにあらさるも政府に於ては各事件に付之か解決に努力しつゝあり

滿蒙の區劃に付ては關係兩國間に意見の一致を見る迄事態の成行を公表するは交渉の前途に障礙ありと認むるか故に未た答辯の時機に達せす

次に政府は遼西の地か南滿洲の一部たることは更に一點の疑を挾まさる所なり

三大正四年日支交渉の結果試掘採掘方允許せらるることゝなりたる南滿洲各種鑛山に付ては從來其の採鑛區域出願手續其他に關し問題を惹起したることあり今猶懸案中に屬するものなきに非すと雖何れの場合に於ても政府は夫々關係各領事をして機宜に應し保護又は援助を與へ或は直接支那官憲に抗議せしむる等相當處置を怠らす

四支那に於ける鐵鑛暫行辦法及鐵鑛國有實施に付ては在支公使は支那政府か條約の明文に依らすして鐵鑛石の輸出を禁止し又は制限し若は鐵鑛の採掘に外資を用ふるを禁止するの不法なるを指摘し支那政府の考量を促かしつゝあり同時に鳳凰山鐵鑛問題に付て公使及關係領事に於て支那官憲に交渉し極力其の解決に盡瘁中なり

桃冲鐵鑛問題は旣に當事者間に於て解決を告けたり

右及答辯候也

大正七年三月十八日

外務大臣法學博士子爵本野一郎

大正七年三月十八日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員牧山耕藏君提出殖民地統治に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員牧山耕藏君提出殖民地統治に關

する質問に對する答辯書

各殖民地に於ける諸般の施設は順次進捗し產業の開發一般經濟の進展共に大に見るへきものありて人民の生活狀態益々改善の域に進み地方極めて靜謐にして秩序ある發達を遂けつゝあり

殖民地統治機關の組織並其の政策に關しては目下變更の必要を認めさるも常に考究を懈らさるへし

大正七年三月十八日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

大正七年三月十九日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員鈴木富士彌君提出千葉縣安房郡の再選擧に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員鈴木富士彌君提出千葉縣安房郡の再選擧に關する質問に對する答辯書

一乃至三、千葉縣安房郡に於ける選擧無效となりたるか爲同縣の選擧は完了せさる結果を來せしものに付知事か一旦付與したる總ての當選證書を取消し又千葉縣に於ける當選人を定めむか爲安房郡に於て更に選擧を行はしめたるは何れも正當の處置なりと認む

右の如く千葉縣の選擧は完了せさる結果を來せしものに付衆議院議員選擧法第七十條の適用は無之ものと思料す

四選擧事務に付ては萬遺算なからんことを期し常に關係官公吏に對し周密なる監督と指導とを怠らす

右及答辯候也

大正七年三月十九日

內務大臣男爵後藤新平

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に揭載す〕

一去十六日議長に於て選定したる委員左の如し

市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案

渡邊祐策君　根本正君
小田切磐太郎君　長田桃藏君
荒川五郎君　大津淳一郎君
樋口秀雄君　福田辰五郎君
川口木七郎君

自動車事故の責任に關する法律案

清崟太郎君　佐々木文一君
成田榮信君　高見之通君
石川安三君　三木武吉君
武藤嘉門君　川村惇君
野口孝治君

山田琴平間鐵道建設に關する建議案

白石直治君　吉谷久綱君
生田和平君　渡邊陳平君
大林森次郎君　加治壽衞吉君
武市彰一君　富田幸次郎君

衞生行政の中樞機關擴大に關する建議案

川眞田德三郎君
八木逸郎君　丸山嵯峨一郎君
齋藤紀一君　土屋淸三郎君
金杉英五郎君　綾部惣兵衞君
横田孝史君　我如古樂一郎君
近藤達兒君

福井縣三國港築港に關する建議案

熊谷五右衞門君　山口恒太郎君
柳原九兵衞君　秋山金也君
松井文太郎君　今村七平君
櫻井兵五郎君　西川太治郎君
湯淺凡平君

信越線碓氷鐵道改良に關する建議案

工藤善助君　菅野傳右衞門君
百瀨淸治君　志々目藤彥君
平田健太郎君　降旗元太郎君
久須美東馬君　竹村良貞君
植原悅二郎君

水產敎育振興に關する建議案

廣瀨鎭之君　關矢儀八郎君
林毅陸君　奧田組造君
佐々木平次郎君　鵜澤宇八君
唐端淸太郎君　松本誠之君
高戶郁三君

一去十六日東京市特別市制に關する建議案外一件委員田中萬逸君辭任に付其補闕として紫安新九郎君を、軍需工業動員法案委員望月長夫君辭任に付其補闕として前川虎造君を孰れも議長に於て選定せり

一昨十八日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第五部選出

請願委員西村正則君（南里琢一君補闕）

一昨十八日軍需工業動員法案委員會理事補闕選擧の結果左の如し

軍需工業動員法案

理事前川虎造君（理事望月長夫君補闕）

一昨十八日水產敎育振興に關する建議案委員松本誠之君辭任に付其補闕として古川淸君を、郡制中改正法律案委員平山岩彥君辭任に付其補闕として田中善立君を孰れも議長に於て選定せり

一昨十八日委員長及理事互選の結果左の如し

市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案委員會

委員長　渡邊祐策君
理事　福田辰五郎君

自動車事故の責任に關する法律案委員會

委員長　野口孝治君
理事　高見之通君

山田琴平間鐵道建設に關する建議案委員會

委員長　白石直治君
理事　川眞田德三郎君

衞生行政の中樞機關擴大に關する建議案委員會

委員長　金杉英五郎君
理事　土屋淸三郎君

福井縣三國港築港に關する建議案委員會

委員長　熊谷五右衞門君
理事　湯淺凡平君

信越線碓氷鐵道改良に關する建議案委員會

委員長　工藤善助君
理事　平田健太郎君

水產敎育振興に關する建議案委員會

委員長　廣瀨鎭之君
理事　古川淸君

〔左の質問主意書は政府より答辯書送付に付參照のため揭載す〕

紙價調節に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月七日

提出者　小泉又次郎
贊成者　關和知　外三十四人

紙價調節に關する質問主意書

昨年七月第三十九回議會に於て本院は東京及大阪書籍出版協會、東京雜誌業組合、中等敎科書協會等より呈出せる紙價調節に關する請願を採擇し之に基きて政府は昨年九月を以て印刷料紙輸出に關する左の農商務省令を發布したり

「ザラ紙」を除きたる他の印刷料紙を輸出せむとする者は政府の認可を受くるを要す然るに普通一般に最多く使用する印刷料紙は右省令に於て除外したる「ザラ紙」と稱するものにして此の種の紙價は右省令にて除外せられて居るか故に益騰貴し戰前に比較するときは實に三倍にして即ち二十割の騰貴なりとす內國にて生產し得さる鐵其他數種の藥品を除きては斯の如く暴騰せしものあるを見す元來書籍雜誌は國民智識の源泉にして體力を養ふ食品と同一程度に於て精神智能の營養品たる日常生活の必須品なり從て紙價の騰貴は國民智識涵養の源泉を凋渴せしむ是れ決して輕々に看過すへからさるものとす

事の實際上に於て現今紙價騰貴の爲に影響を被り困難を感し居るものは俗惡なる雜誌又は娛樂的書籍の出版業者に非すして却て學術書又は學術上の專門雜誌なり質に國民智識上有益なる書籍雜誌は或は出版を見合せ或は廢刊し若は將に廢刊の非運に頻せるもの少からす豈國民智識の進歩上憂惧すへき事に非すや

勿論物價の騰貴は單に紙のみに非す他の日用品亦皆騰貴せりと雖而も紙價の騰貴率は他の日用品に比し高きに過く若騰貴の原因にして原料の騰貴工賃の增加等自然的なるに於ては止むを得すとするも二三當業者の暴利を貪るか爲に騰貴するの事實を見ては政府は決して默々に付すへからさるものなりと信す各製紙會社は戰時に於ては五分乃至八分の配當を爲すに過きさりしも大正五年下半季には一割八分乃至二割の配當を爲し大正六年下半季には一躍して二割二分乃至三割の配當を爲すに至りたるのみならす其の純利益は實に五割以上に達せるもの少からす又洋紙取引商の如き其の資產を數倍又は十倍したるもの比々皆然り

漸く一方に巨利を博しつゝある者あるに尙政府は紙價の騰貴を理由とし中學敎科書及小學敎科書の一部値上を許可せり敎科書は勿論敎科書以外の手帳其の他紙を原料とする國民敎育用材料諸品か數

倍の騰貴を來したるは國民教育上に及ほす影響の大なるは言を俟たす全國數百萬の兒童の父兄は皆此の騰貴の爲重苦なる教育費を負擔しつゝあるなり

今日吾か製紙を輸出して販路を海外に擴張するは固より必要なり然れとも內國の需用者を苦しめす國民教育及國民智識の進步を阻害することなく其の利益を得ること正當の範圍に滿足して大に輸出するを以て至當とすへし

以上の事實あるに拘らす何故に政府は「ザラ紙」の輸出禁止を斷行し其の紙價調節の本旨を徹底せしめさるや政府の所見如何

右及質問候也

○副議長（濱田國松君） 是より會議を開きます、御諸りを致します村松龜一郎君より病氣に付十八日より八日間、井島義雄君より病氣に付十八日より九日間、請暇の申出がありました、御異議がなければ許可することに致します。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○熊谷直太君 日本體育會國庫補助に關する建議案の委員會を開きたいと思ひます、御許しを願ひます

○副議長（濱田國松君） 許可致します。

○松田源治君 久留米大分間鐵道建設に關する建議案の委員會を開きたいと思ひます、許可を願ひます

○副議長（濱田國松君） 許可致します。

○松田源治君 該委員は懲罰委員室へ御參集を願ひます。

○渡邊祐策君 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案の委員會を開きたいと思ひます許可を願ひます。

○副議長（濱田國松君） 許可致します。

○伊東知也君 本員の計算する所に依ると、定足數を缺いて居りますが、それでも會を御開きになりますか。

○副議長（濱田國松君） 定足數はあると思ひます。

○伊東知也君 ありませぬ。

〔「あります」と呼ふ者あり〕

○伊東知也君 特別委員會を開いて皆行くと、定數を缺いて仕舞ひます。

○熊谷五右衞門君 福井縣三國港築港に關する委員會を開きたいのであります、御許しを願ひます。

○副議長（濱田國松君） 許可致します――質問第一西田鋭吉君。

一 市町村長及助役優遇に關する質問（恒松隆慶君外一名提出）

市町村長及助役優遇に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年二月二十八日

提出者 恒松隆慶 西田鋭吉

贊成者 岩崎勳 外三十五人

市町村長及助役優遇に關する質問主意書

市町村長及助役は常に自治の發達に力を効し教育産業衞生土木徵稅兵事は勿論戶籍吏をも兼ね百般錯綜せる劇務に服するを以て其の責任重大なると同時に最手腕家を要するや論なし然るに市町村の財政薄弱なるか爲高俸を以て之を遇すること能はす又永年其の職務に從ふも何等優遇法のあるなし從て手腕家を得難きのみならす偶々其の人を得ると雖永く其の職に安する者無し惟ふに一般官吏には幾多優遇法あるに拘らす市町村長及助役に對しては此の如し自治の發達上豈遺憾ならすや故に一般官吏に對比して相當の優遇法を設くるは目下の緊急事に屬す

政府は之に對して相當の調査を爲しつゝありや如何又相當の施設を爲すの意向ありや如何

右及質問候也

〔西田鋭吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○西田鋭吉君 市町村長及助役優遇に關する質問書の趣意を說明したいと思ひます、本員と恒松君と兩名を以て提出致して置きましたのでありますが、提出後既に三週間を經過致し、其間に於きまして、此問題に付て更に建議案が提出されて居るのでありますす、吾々も最初建議案を提出しやうかと考へたのであるが、併ながら此市町村長及助役優遇に關する問題は、極めて重要なる問題であつて、多分政府に於ても吾々と同感であらう、斯樣な考から寧ろ質問をして、政府の答辯を得た方が手つ取り早いであらうと考へて、吾々は質問をすることにしたのであります、此市町村長の職務の多端にして、其責任の重大なることは、諸君の御承知の通りであります、或は教育或は勸業或は土木衞生、其他兵事徵稅、若くは戶籍の事務迄も兼ぬると云ふことでありまして、實に多端なる職務を執つて居るのである、之に對して相當優遇の方法を設けなければ、適當の人物を得ることの出來ないのは勿論であると思ふ、吾々の此處に優遇の質問を致しまする大體の趣意は、質問書に書いてある通りであります、唯々此處に少しく諸君の御注意を促して、且つ政府の答辯を促したいと考へる事柄は、此市町村制が實施せられて以來、既に三十年になつて居る、此間に於きまして市町村の自治と云ふものは甚だ振はないのである、啻に振はないのみならず、失態百出、身は公金を費消する市町村の公吏もある、或は瀆職罪を犯す者がある、其爲に起訴せられ或は處刑せられ、中には事の發覺するに及んで一死を遂げると云ふやうな人間も多々あるのであります、斯樣なる成績の不良なる狀態、且つ失態百出、私の調査を致しました所に據ると云ふと大正四年に於きまして市町村の公吏の起訴せられたる者の數が五百九十九人あります、其中で町村長が二百六十人、實に多數であります、又大正五年には市町村公吏の起訴せられたる者が二百七十六人、其中町村長が八十四人、斯の如く多數の人間が犯罪者として起訴せられたりと云ふやうな狀態であるのである、而して此市町村の中で稍々成績の良いと云ふものは、如何なるものであるかと云ふと、誠に消極的に徵稅事務が整頓して居る、總ての事務が整理して居ると云ふやうな位の意味に過ぎないのである、結局教育が振興をして居るとか、産業がどうであるとか云ふやうな積極的の意味に於て、模範町村と稱せられるやうなものは無い、今日模範町村と稱せらるゝものは、概して消極的の模範町村、啻に事務が整理して居ると云ふに過ぎない、而して內容を見ますと云ふと、此事務の整理して居ると云ふことは、即ち郡長であるとか、或は府縣知事の命令とかを柔順に遵奉を致しまして、唯々事務の整理を圖つて居る、事務を整頓させて居ると云ふものが、即ち模範町村となつて居る、是が模範町村と云ふのは實に心細い話と謂はなければならぬ、而して此模範町村が斯の如き狀態で、事實に於ては自治ではないのである、即ち官治である、郡長とか府縣知事の命令を遵奉して、さうして事務を整理する、眞面目に事務を整頓させて居ると云ふものが模範町村であると云ふのだから、決して是は自治ではない、官治である、又積極的に幾らか事務の擧つて居る町村の有樣を見ましても、同じく多くは郡長若くは府縣知事の指導に依つて、事務を擧げて居るに過ぎないのであつて同じく官治であるのである、諸君は官僚政治の打破を叫ばれるが、根本に於て市町村が既に官僚政治であるのである、即ち市町村を官僚政治にして置いて此儘にして置いて官僚政治打破の事柄を叫ぶと云ふことは、即ち本來を顛倒して居る、私はどうしても官僚政治を打破するに先だつて、市町村の自治體の官僚政治を打破しなければならぬ、即ち此官治の狀態を眞の自治の狀態に改めなければならぬと、斯樣に考へるのであります、市町村の狀態が斯の如く成績が不良で失態百出して居る、其原因は何であるかと云ふと、歸する所市町村長に其人を得ざるに由るものであると云ふことは明かであらうと思ふ、此市町村長の詮衡の困難なる、殊に大都會の地に於きまして、市長の詮衡の困難なことは、諸君も十分に御承知のことであります、偶々適當の人物を得ても、其人は直に逃げ出して仕舞ふのである、或る市長の如きは市長の職を去るに當つて、子々孫々市長の職には當らせないと言つて、市長の職を去つたと云ふ話である、斯の如く市長と云ふものには成り人がない、偶々其職に當る者は如何なる者であるかと云ふと、役人の古手で浪人をして居つて、其俸給を日當にして市長になるのである、然らずんば陋劣なる人間、市會議員などに頭を下げることの巧みなる陋劣なる人間に過ぎない、立派な人は皆市長になることを避ける、斯う云ふ狀態であります、又町村長も同樣に、第一流の人間は町村長になることを嫌ふ、地方の狀態を見ますると、中には第一流の人物が町村長になつて居る者もありまするが、概して三流四流の人間許りである、斯の如き人物を以て地方自治の振興を期すると云ふことは抑々困難なることは申す迄もないことであらうと思ふ、それ故に此市町村の成績の不良なる、決して怪むに足らぬ、此狀態を改善するのは如何にしたら宜しいかと云ふと、即ち市町村長の待遇を善くして、其地位を高めて、而して第一流の人物を市町村長たらしむるにありと云ふことは明かであらうと思ふ、如何にすれば市町村長に第一流の人物を得る事が出來るか、是は大に攻究を要する問題であります、或は物質的の待遇を善くするのも一法でありませう、併ながら今日の市町村の狀態に於きまして、餘りに此物質的の待遇を善くす

ると云ふ餘地もないやうである、英國の如きは市町村長は名譽職である、倫敦の市長の如きは年に二十萬圓位も自腹を切ると云ふ話である、併ながら此市町村長の下に使はれて居る書記と云ふ樣なものには非常な高給を拂つて立派な人間を使はしてある中には一年に三萬圓とか、二萬圓とかと云ふ俸給を取つて居る書記もある、日本の書記は如何であるかと云ふと、町村の書記の如きは一年に百圓か五十圓に過ぎないやうな哀れなるものである、立派な書記を使ふ事が出來れば、其上に立つ所の市町村長であるから、又立派な人物を得ることも出來るのである、此物質的の待遇を善くすると云ふことも、或は市町村長の待遇を善くするが宜いか、或は市町村長は名譽職にして置いて、其下の市町村吏員の俸給を高くして、立派なる人間を傭ふと云ふことにした方が宜いか、是も研究すべき問題であらうと思ひますが、何れにしても或は此物質的の待遇も必要であらうと思ふ、併ながら之を爲すのにはどうしても市町村の經費の負擔を輕くすると云ふことが必要である、今日の狀態に於きましては、到底市町村吏員に高い俸給を拂ふと云ふ餘地は無いのである、今回政府から提出せられて本院を通過しました所の、小學校教育費負擔の如きも、一箇年に僅に一千萬圓位のことでは市町村の負擔が輕減せられたとは言へないのである先づ斯の如き方法に依つて市町村の負擔を輕減して市町村の財政に餘裕を生ぜしめて、幾らか此市町村長若くは市町村の吏員の待遇を善くする途を講ずることが、必要であらうと考へるのである、併し當に是は物質的の優待ばかりでは足らないのである、更に名譽の方面からも待遇を善くすると云ふ方法を講じなければならぬ、或は位階勳章を與へたら宜からうと云ふやうな說もありますが、斯の如きものは抑抑此自治體の公吏に與ふべきものとしては、如何であらうかと考へる、殊に市町村には在鄕軍人に勳八等、勳七等と云ふやうな者が澤山にある、市町村長に勳八等や七等を與へた所が餘り優遇にはならないさりとて餘り高き勳章を與へると云ふことも六ケ敷いと云ふやうな事情もあるかも知れない、何れにしても此市町村長に勳章を與へるの位階を與へると云ふやうなことは、或は考物であらう、又高等官待遇にしたらどうかと云ふやうな說がありますが、是は自治制の根本義に反する話であるから、他の官吏と同樣の待遇に致すと云ふことは出來まいと考へる、して見ると云ふと位階勳章も面白くない、高等官待遇は勿論惡るい、如何にしたらば名譽の上から此位置を高めることが出來るであらうかと申しますと、先づ私共の考へる所に依ると、公共の爲に功勞のある者に對して特殊の表彰の方法を設けられると云ふやうなことが一策であらうかと思ふ、或は是が唯一の策ではあるまいかと考へる、而して町村長其他獨り町村長に限らず、有らゆる階級の議員公吏とか云ふやうな、即ち官吏以外の公共の爲に功勞のある者に、之を與へると云ふやうな特殊の表彰方法を設けられたら如何であらうかと考へるのである、又其他に我國に於ては皇室は名譽の泉源である、此皇室を中心にして、即ち皇室の御待遇の點に於きましても市町村長などに對して御待遇の上に於きまして、輔弼の責に當らるゝ所の內閣諸公が少しく考慮せられたら如何であらうかと思ふ一例を擧げて見ますると勳八等とか正八位とか云ふやうな階級に在る人は、新年其他の三大節等に於て參賀したり、或は賀表を捧呈する所の資格を與へられて居る、然るに町村長などは此資格を存して居ないのである、直接に人民を代表する所の町村長が、此勳八等の一兵卒に劣つたる待遇を受けて居ると云ふ有樣では、是は決して相當な待遇をして居るものとは言ふことが出來まいと考へる、故に斯の如き點に付きましても、是れはほんの一例でありますが斯の如き點に付て、內閣諸公は宜しく御考慮になつて、皇室の御待遇の事に付て、何等かの方法を考案せられることが極めて必要ではあるまいかと思ふ、要するに是等は決して成案として茲に提出する次第ではありませぬ、唯々政府の之に對する方針を問はんが爲に、種々なる例を擧げ、又種々なる意見を茲に羅列して、政府の意思を尋ねるに過ぎないのであります、以上述べまする所に於きまして、政府は如何なる考を有つて居るか、吾々と同感であるや否や、又同感であると云ふならば、如何なる方針を以て今後實行しやうと云ふ考であるか、之に付て明瞭なる答辯を與へられむことを望む、私は速に御答辯を望むのではない、十分に考慮せられて、研究せられて或は是が爲に閣議を開かれてでも方針を決定せられて、單に其場限りの答辯氣休めの答辯でない政府の此問題に付て決定したる意見を示されむことを望むのであります。

〔拍手起る〕

○小久保喜七君　私は神祇に關する議案の委員會を開きたいと思ひます。

○副議長（濱田國松君）　宜しうございます。

○小久保喜七君　それでは第二面談室に委員の諸君は御集合を願ひます。

○議長（濱田國松君）　次は第二質問、田中萬逸君。

二　露領勘察加の割讓並露領沿海州漁業權の割讓に關する質問　（田中萬逸君提出）

露領勘察加の割讓並露領沿海州漁業權の割讓に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年二月二十八日

提出者　田中萬逸

贊成者　岩佐善太郎

外二十九人

露領勘察加の割讓並露領沿海州漁業權の割讓に關する質問主意書

米國政府並其の保護を受くる米國人か露國に對し種々の利權を攫得せむか爲熾に活躍しつゝあるの事實は去る二月二十六日貴族院豫算委員會に於て貴族院議員高橋作衞君の質問に對する本野外務大臣の答辯に依て明なり果して然らは其の私人たると國家たるとに論なく帝國の享受すへき影響は決して尠少なりとせす殊に米國並米國人か極力攫得に努めつゝあるは露領勘察加の買收と露領沿海州に於ける漁業權の割讓に在るものゝ如し是れ彼の「ポーツマウス」講和條約第十一條に依り千九百七年七月十五日を以て締結せられたる日露漁業協約に基く日本の漁業權に對し頗る重大なる關係を有するに非すや若露國か米國に對し勘察加を割讓したる場合其の他米國人か是等の地方に於て爲したる施設か日本の既得權を侵害するか如き事あらむか其の影響極めて重大なり依て斯の如き場合に於ては當然日本の既得權を防衞するの措置に出てさるへからす果して米國は露領勘察加を買收せむとしつゝありや且米國人は日本の漁業權を侵害するか如き行動を敢て爲しつゝありや否斯の如き事柄は之を未發に防くを以て外交上當然の措置なりと信す政府は果して斯の如き措置を執りたる事實ありや否之に關し詳細なる答辯を求む

右及質問候也

〔田中萬逸君登壇〕

〔拍手起る〕

○田中萬逸君　本員は米國及米國人が露國に對して種々活動を致しつゝありまする事柄、即ち熱心にして巧妙なる所の運動方法に依りまして、密に利權の獲得に努めつゝありまする事柄の中に於きまして、最も彼等が努力を致し、延ては帝國に重大の關係を及ぼしまする所の露領勘察加の割讓問題、並に露領沿海州の漁業權の割讓問題、此二問題に付きまして現內閣諸公、殊に本野外務大臣に質問を致したいと存ずるのであります、此問題に付きましては本員不肖ながら多大の研究を遂げまして、的確なる材料に依りまして、彼等が既に活動を致しつゝある事柄の事實であると云ふ事を、斷言するに躊躇致さないのであります、さりながら事苟も外交の機微に觸れ、國家の利益に關する事頗る重大でありまするが故に寧ろ沈默を守るを以て國家の爲めに利益であると確信を致しまして、已むなく沈默を守つて居りました所が、去る二月の十六日貴族院の豫算委員會に於て高橋作衞君より此問題に對する質問があり、本野外務大臣の御答辯がありましたけれども、それが爲に却て世人の疑惑を增さすと云ふやうな事になりましたので、此處に此質問を提出致した次第であります本野外務大臣の御答辯は、貴族院の速記錄にありまするから、時間を省くの故を以て爰に朗讀を差控へますが、要するに米國人が盛に活動をして居ると云ふ事は承知を致して居る、併し是れは唯々單に運動をせりと云ふに過ぎないのであつて、未だ事實になつては居らぬ、即ち彼等は未だ目的を遂しては居らぬと云ふことに歸著を致すのであります、若し此問題が本野外務大臣の言葉の如く事實になつたと致しましたならば、國家に取つて實に重大な事であります、如何に百千の質問を致しましたとても、何等得る所はないのでありまするを以て、本員は事前に研究を致し、其所に十分の了得をして置かなければならぬと存ずるのであります、果して帝國は如何なる方針を以て之に臨みつゝありや、又今後は之に對して如何なる處置を執らんとするのであるか、之に對する明確なる答辯を要求致すのであります、米國が露國の革命に對しまして、同情を致しまする事は尋常一樣ではなく、彼の兇惡なる所の獨探、其獨探の

行動と殆ど同一に歸せる事をば、事實に於て證明せる所の「レニン」政府、此過激派政府に對してすらも、一方ならぬ好誼的態度を以て臨んで居りまする事は、諸君も御承知の如くであります、斯く米國が露國に對しまして同情を致しまする所以は何であるかと申しましたならば、此國體の共鳴にも依るのでありませうけれども、仔細に其志のありまする所を討究致しましたならば、宏大茫漠たる所の露國の領土、歐亞の兩大陸に跨れる所の宏大なる露國の領土に豐富なる所の資本を投下致しまして、而して其富源を開發し、露國の文明を援助し、斯くして米國の勢力と富力とを露國に移し植へんと致しまする爲ではありますまいか、忌憚なく申上げましたならば、日本の勢力の北進するのを阻まんとするのも、亦一の目的ではありますまいか(拍手起る)現に最近の情報に依りますれば、駐露米國大使「フランシス」氏は過般聯合各國大使と共に、一旦露國を引揚げましたものゝ中途「ヴォーロクダ」に駐在致しまして斯の如き聲明を致して居ります、其聲明は米國は露國に對し誠實なる友邦なる事を事實に於て表明すべく、危害の身邊に及ぼすまでは斷じて露國を退去せざるべし、斯樣な聲明を致して居りまするのみならず、尚ほ「ウイルソン」大統領の訓電に基きまして此「フランシス」大使は莫斯科なる米國領事を經由して、講和條件の批准に關しまして、去十四日莫斯科に於て開かれたる所の全露勞兵大會に向つて、左の如き通牒を發して居ります、それは米國は露國の民主化を殊の外喜ぶものなり、故に若し獨逸にして露國に於ける民主政治の發達に阻害を加ふるが如き事あらんか、我米國は民主政治の擁護の爲め十分に援助をなすべし、斯樣な通牒を致して居りますが、倂此「フランシス」大使が「ヴォーロクダ」に留まつて居ります、其勇氣、並に勞兵大會に致しました所の其好爲、此勇氣と好爲とは單なる所の勇氣と好爲に止まらずして、其裏面には力強き或る物が潜在致しては居らないかと云ふことを疑ふのであります現に米國の此好爲に伴ふ所の巧妙にして熱心なる運動の効果が、形となつて現れましたもの、即ち今日迄の米人の手に確と握られました所の利權幾許ありやと申しますれば、約左の四點であらうと考へるのであります、其一は露國の全部の鐵道の守備、及運輸を引受けました此利權であります、是は現に「スチュワード」大佐が鐵道隊を率ゐて一旦日本へ引返して參りましたものゝ、去二月の末日、再び露國方面に向つて出勤致しました事は、諸君の御承知の事であります、次は露都に於きまして甚だ得難き權利であるにも拘らず、紐育「シチー」銀行の支店設立の特權を得ました其利權、第三に於ては露國の都市殊に露國東部の都市に於て、電燈であるとか瓦斯であるとか、其他都市の經營上必要なる機關の獨營權を得ました所の其利權、第四に於きましては鑛山發掘の權利を獲得致しました事であります、單に此鑛山に關する利權を得た事柄のみにても、烏拉爾より以東と限つて、僅に一億萬以上の資本か投下されて居ると云ふ事でありますのみならず、唯今國民新聞の號外に依れば、黑龍江の航行權をも得たと云ふ事であります、本員は斯樣に鮮かなる所の手際を有する米國を向ふに廻して、外務當局者が露領勘察加の割讓問題、並に沿海州漁業權割讓問題が、まだ事實になつて現れぬと言つて晏如たるが如きは、太平樂と言はうか神經遲鈍と言はうか、其態度に就て適當なる評語を加へる其言葉を發見し得るに苦む次第であります、而も現今は御承知の如く、獨逸の勢力が漸次東漸して參りまして、露國の動亂日に甚しく、我帝國亦頗る多事である所の所謂火事場泥棒を致し易き所の時機でありまして、彼等利權鷲に取りましては、所謂活潑潑地の大活動を爲し、其目的を遂行致しまするに最も適良なる秋でありますから此際一層の注意を喚起せざるを得ないのであります、元來米國が露領勘察加を買收せんとすることは、是迄一再ならず傳へられたのであります、さりながら多くは架空の說として世人は之に耳を假さなかつたのであります、故に今回の既に活動期に入れる事實動すべからざる事に對しても、尚ほ世人は架空の說であると思つて居りますることは、大なる間違でありまして、現に彼の「ルート」氏が露國に使を致しましてから間もなく、此勘察加割讓の價額すら協定されんと致しまして其代價として、露國が六百億留を要求致しましたのに對して、米國は其三分の一即ち二百億留を主張致しましたことは、當時の哈爾賓電報の齎す所でありました、之をしも政府當局者は、例の惡戲好きの新聞通信員の「ペン」の先より生れたる所の、虛構の說であると思つて居るとしたならば以ての外の沙汰と言はざるを得ないのであります、而も此交渉は「レニン」一派が政權を握りました後も、依然順調に連續を致しまして、爲に露國に居りまする所の外國人間には、聯合與國が「レニン」政府を承認致しました、其時こそ此勘察加の割讓問題が、具體的に世界に向つて發表される時期なりと申して居りまする程であります、本員は當の相手が國際法を無視して、少しも意に介せざる所の「レニン」政府であるが故に、一層此件に付きまして憂を深う致すのであります、殊に米露の間には領土の割讓に付きまして先例があるのであります、之を天下に發表するのに洵に好い歷史が存して居ること、諸君の御承知の通りでありまして、其一つは露國嘗て米大陸に殖民地を有して居りましたのをば、七百五十萬弗を以て亞米利加に讓渡致しました事があります、其には目下米國に取つて北邊の大寶庫である所の「アラスカ」、此「アラスカ」も元は露國の有する所でありまして、生產的には全く無價値なる所の白熊の遊場所とせられ、爲に千八百六十七年千五百萬弗を以て米國に讓渡致されましたが、當時露國人は非常に好い商ひをした、是が爲に或は米國の怒を買ひはしないかと、内心恐怖に打たれて居りました程でありましたが、此「アラスカ」は今日米國に取りまして、北邊の大寶庫と云ふやうな生產物の饒多な有樣となりましたに付きまして露國人は今日に於ては後悔を致しそれが爲に此勘察加の讓渡價格に向つて前に述べました如く六百億留と云ふが如き、非常に高價なる値段をば吹掛けたと思はるゝのであります、之を要するに米國が勘察加の割讓を希望致しますのは何の爲でありまするかと申しますのに、夥しき生產的價値に垂涎を致します爲であらうとは存じますが或は又彼の「アラスカ」より白令海峽を渡りまして、此露露領勘察加を南へ〳〵と黑龍江鐵道に接續を致し、續いて西比利亞線を連ね、北米、亞細亞歐羅巴、此三大陸を橫斷する所の大交通機關を經營致しまする爲ではないかを慮るゝのであります、元來此米亞の連絡、即ち白令海峽を接續點と致しまして、米亞の間を連絡すべしと云ふことは、是迄屢々傳へられました所でありましたが、是は今日の進步致しました所の學術に加へまして、多大の金力を以て致しましたならば、さして困難な事であるとは思へないのであります、唯々從來此困難でない事柄が事實となつて現れませなかつたのは、政治的關係が此間に在つて障害を致して居りました爲でありまするが、此世界の戰局と共に、此障害物であつた所の政治的關係が餘程薄くなりましたのを以て、多年東方に志を致さんとする米國が當然斯る行動に出ずるのは當り前の事であらうと思ふに付けて、感慨を、特深うせざるを得ないのであります、併し本員は米國の行動を蔑視し、若くば此大計畫を妨害を致しまするを以て快事とする者に非ざることは、茲に明言致す次第でありまするが、併し彼等が割讓を計畫致して居ります所の勘察加へ、北緯五十度より六十度に及びまして、更に北上致しまして北緯七十度に達して、我千島列島の上に位せること、諸君の御承知の如くである、故に若し白令海峽を接續點とせる此大鐵道が、我樺太北海道と併行致しまして、露領勘察加は南下致しましたとなつたならば、直に是が爲に亞細亞に於ける所の經濟的關係に、一大變調を及ぼすであらうと信じますと同時に、政治的關係にも一大變局を及ぼしまして、從來は唯々海上より致した所の米國の勢力は、直接陸上より致すが如きことになりまするを以て、帝國の受くべき影響頗る甚大であると考へまするが故に、豫め此點に付て考慮する所が無くてはならぬと存ずるのであります、政府は果して如何なる方針に出でられつゝあるか、此點に付きまして最も明瞭なる答辯を望むのであります、更に本員の確聞する所に依りますれば、勘察加の割讓に對しまする米國の手段方法は眞に至れり盡せりでありまして、一方に於きましては國家と致して勘察加の割讓を策し、一方に於きましては個人即ち私人として漁業權の獲得に力むると云ふが如き、所謂王手飛車と云ふが如き妙手を弄しつゝあるのであります、而も此日本の有して居ります所の沿海州の漁業權は、血を以て購うたる非常に高價な物でありまして、彼の「ポーツマウス」條約の光彩とも云ふべき日露戰役の勝利の代償物に外ならぬのでありますが、何分にも相手と云ふものは理論や常識を以て律することの出來ぬ過激派政府でありまするから、此高價なる日本人の既得權を侵害することを、左程意に介せぬ如く思はるゝが爲に、本員は非常に此點に對して憂慮を致すのであります、若しも過激派政府が國際法を無視致しまして、日本の既得權を侵害致して露領勘察加の――露領沿海州の漁業權の全部をば米國に讓渡したいとなつたならば、我が帝國に取

つて實に由々敷大事であるのみならず、單に一半の讓渡即ち日本の既得權を侵害致しませずして、日露兩國共同の權利でありました所の「其一半の權利、即ち半分の權利、即ち從來露國が有して居りました所の權利のみをば、米國に讓渡致したとしても、我が漁業者に取つては實に甚大なる影響を呈するのであります、至極簡單に此理由、裏書を致しますべく沿海州に於ける漁業の實際を御話致しますれば、賢明なる諸君は直に了解せらるゝであらうと信ずるのであります、目下沿海州に於ける所の漁業區は凡そ二百三十許りありまして、此の二百三十の漁區の中に於きまして、我が日本人の手に依つて經營されて居る漁區は、其の三分の二以上即ち百五六十以上に達しまして、此漁區に於て勞働を致して居る人員は約二萬人に及び其收益は一箇年間千四五百萬圓に上る有樣であります、而も此收益は明治四十一年頃には僅に百萬圓内外に過ぎなかつたのをば、滿十年の今日、凡そ十四五倍に增加を致したと云ふやうな現況であるのであります、斯樣に日本人が天涯萬里の異域に遠征を致しまして、露國に較べ、優良なる所の地位を占めます原因と云ふものは、國民性の相違其他色々の理由がありまするが、之れを要するに露國に較べて幾らか資本が滑らかである點と、又露國人は手先の仕事は至つて下手でありまして、漁撈なんかは頗る拙であるにも拘らず日本人は隨分手先が器用でありまするを以て、殊に此の漁撈の如き天下一品の稱ありまするが故に、今日の盛況を來したのでありまするが、若し此資本の貧弱なる所の露國に代るに米國を以て致し、手先の仕事の無器用なる所の露國人に代るに手先の器用なる所の米國人を以て致しましたとなつたならば、漸次盛大に赴きつゝある所の我が沿海州の漁業は、忽ちにして落日の衰運に陷ることは言ふ迄もない話でありまして、而し現在の日露漁業協約は、日露同等の權利であると言ひますものゝ、日本に取りましては洵に不便な、且つ洵に不利益極まる協約でありまして、其日本に取つて不利益なる點は多々ありまするが、最も甚しきものは——甚しきものを列擧致しますれば、日本に對して不利益極まる所の法律命令を雨下するとか、此法律命令の雨下に依つて漁業監督官を盛んに活動させるとか、漁區貸下料の暴騰を促す手段を講ずるとか、又河川及入江即ち「インレット」に於て漁業を禁じあるが爲に、日本人が僑の無い所の河口をば「ランチ」で渡つたと致しましたならば、忽ち之に向つて二百圓の罰金を科すると云ふが如き、一々列擧致しますれば數へ切れぬ程の不便不利な點が多々あるのでありますが、要は日露漁業協約、並に附屬議定書の法文の不備より出る結果でありまして、言葉を換へて申しますれば、我が外交の失敗を茲に暴露せりと云ふに過ぎないのであります、中にも失敗の甚だしきは、日露漁業協約の第八條同附屬議定書の第四條に明記してありまする所の、業を致すに就ては、露國現行の法律命令規則、又は將來の法律命令規則を遵守するを要すとある、一項の適用であるのであります、現在のいや露國の現行法を適用されると云ふことは、日本人に取りまして非常な不便であるにも拘らず、將來の法律命令規則を遵守すると云ふ一項がありますを以て、露國は之を好い事にして、盛んに日本人側の漁業者を苦しめる所の法律命令を發布致して居るのであります、故に若し露國の官吏が日本の官吏の如く、比較的に清廉潔白であると致しますれば、我が沿海州の漁業者は一日は愚かなこと、假令寸時と雖も安穩無事に其業務に從事することが出來ぬと申しましても、敢て過言ではなからうと信じますのであります、斯樣に不利益極まる所の協約も、相手が露國であればこそ、今日の不利益今日の不便、是れ位の不便不利で濟みますけれども是か米國であつたと致しましたならば、我が沿海州の漁業は忽ち衰運に赴くは、鏡の物を見るよりも明かな事であらうと存ずるのであります、而して明大正八年は此協約の更新期でありまするを以て、朝野の識者は種々之に對して、希望と期待とを有して御出でになるやうでありますけれども、本員よりして之を見たならば、今更ら更新改訂を迫るが如きは抑々末である、故に政府は此際一大決心を以て、我帝國も米國同樣、露國に對して種々援助を致しました所の既往の好意的實蹟に鑑みまして、此際快刀亂麻を斷つ底の痛快なる解決を告げられむことを熱望に堪へない次第であります、終りに臨んで一言致したきことは、本野外務大臣は此問題に就て、非常に樂觀のやうでありますが、餘り樂觀致されますると此黑龍江の航行權を米國に取られたと云ふが如き、大失策を釀すに至りまするを以て、十分事前に於て最善の研究があられ、且吾々國民の安心を致しますやうに、詳細明確親切なる答辯あらむことをば希望致すのであります、最後に本員は決して友邦米國の活動を妨害するを以て、快事とするが如き意思の毛頭是なき事、隨つて米國の此大計畫の挫折するを以て快事とする者にあらざることをば、我が國交の將來に鑑みて、茲に重ねて明言をして、此壇を降らむとするのであります。

〔拍手起る〕

○副議長（濱田國松君）　質問第三、土屋清三郎君。

三　傳染病研究所の發見に係る病原の眞僞に關する質問（土屋清三郎君提出）

傳染病研究所の發見に係る病原の眞僞に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月二日

提出者　土屋清三郎

贊成者　江藤哲藏　外二十九人

傳染病研究所の發見に係る病原の眞僞に關する質問主意書

東京帝國大學傳染病研究所は大正六年六月十六日より同八月十日まで二箇月に充たさる短時日の間に於て左の如く病原發見の發表を爲せり

一　發疹チブス病原の發見　醫學博士　二木謙三外二名

二　猩紅熱病原の發見　醫學博士　芳我石雄外一名

三　痲疹病原の發見　醫學博士　芳我石雄外一名

四　馬傳染性貧血病原の發見　醫學博士　宮川米次外一名

五　同上病原の發見　吉澤惟雄外二名

六　恙病原の發見　醫學博士　長與又郎外三名

一研究所に於て斯の如き短時日間に斯の如き多數の病原を發見したることは寔に世界學界の奇蹟にして啻に本邦醫學の名譽なるのみならす人獸防疫上極めて有益なりと信す然るに他の學者は右は孰れも其の病原に非すして多くは人獸の尿道に存する耻垢菌の類なりと鑑定せり依て左の二點に付文部大臣に質問を爲す

一　右發見は全部眞の病原なりや又は一部眞なりや若は全部其の病原に非さるや

二　若全部悉く病原に非すとせは本邦學者の信用に關する所なきや否

右及質問候也

〔土屋清三郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○土屋清三郎君　私は傳染病研究所の發見に係る病原の眞僞に關して、質問の大要を申上げやうと思ひます（「成るべく簡單に願ひます」と呼ふ者あり）會期の切迫致しました今日でありますから、成るべく簡單に申上げることに致します、私の質問致さうと思ひますことは、東京帝國大學傳染病研究所が、昨年の六月十六日より八月十日に至る二箇月弱の間に於て、同所の技師醫學博士二木謙三君の發疹窒扶斯病原の發見を始め、猩紅熱病原體の發見、痲疹、即ち「ハシカ」の病原の發見、馬の傳染性貧血病原の發見、並に恙蟲病原の發見を發表致したのであります、で短時日の間に斯くも發見された所の是等の病原が、全部果して其病原であるかどうか、或は其中の一部分が本物であるか、若くは全部が皆間違つたものであるか、若し全部が誤れるものであると云ふことであれば、延いて我國學者の信用に關する所なきや否やと云ふのが、本員質問の要旨であります簡單に事實を申上げますると、昨年の六月十六日前申しました通り、二木博士が發疹窒扶斯の病原を發見したと云ふことを發表致されました時、恰も奥羽に於て發疹窒扶斯の流行を致して居る場合であり、又歐羅巴に於ても戰爭の間に此病氣が非常に流行致しまして、各國殆ど之が防禦に苦んだと云ふやうな有樣であり、羅馬尼に於きましては態々我國に醫師の傭聘を申込んで參つたやうな際でありましたが爲に、此發見は著しく内外の注目を惹きまして、内地の新聞は口を極めて其成功を讃美致しまするし、外國の新聞も亦國際通信に依て驚愕の眼を瞠つて、此成功を報道致したのであります、殊に當時特別議會の開會中であつて、豫算委員會に於きまして、我黨の三土代議士が此事の眞僞を文部大臣に質しました所が、文部大臣は立派に其成功したことを承認致されたのであります、而して其發見報告は傳染病研究所長より、公式に内務文部兩大臣に報告せられ、兩大臣よりは更に之を各府縣の衛生課長に移牒せられ

まして、内外今や此發見を疑ふ者が無い、殊に林所長の報告の劈頭に掲げてあります所の「大正四年來發疹窒扶斯の病原の研究に從事し本年四月二十日を以て病原「スピロヘータ」を發見し其治療法に就ては更に研究を要すべしと雖も其豫防法に關しては病原闡明と共に其基礎既に確立致候」斯樣な冒頭の記載に依りまして、豫防法は既に確立し、治療の方法も日ならずして成功すると云ふことを、我人共に信じて疑はなかつたのであります、此事あつて以來傳染病研究所に於ては、病原發見の旨を發表することが勃然として恰も傳染病の如く流行致し、翌月即ち七月二十一日には醫學博士芳賀――名前は忘れましたが――君が猩紅熱の病原を發見せられ、それから七日の後の七月二十八日には痲疹の病原を發見せられて爾來八月十日迄の間に於て、他の同所の學者の手に依て、馬の傳染性貧血病並に恙蟲病原の發見を發表せられたのであります、然るに此恰も「マラソン」競爭の如く、或は百花の一時に爛熳たるが如く發表せられたる所の病原に對して、民間の他の學者は如何なる觀察を下して居るかと申しますと、北里研究所の學者、東京慈惠院醫學專門學校の學者、並に京都帝國大學醫科大學の學者等は、各々別に此鑑定に從事致しました結果、以上傳染病院研究所に於て發見せられたる所の病原と云ふものは、皆其病の眞の原因でなくして、多くは人或は動物の尿道にある所の不潔なる垢の中に、殆ど偕老同穴の如く生存して居る所の恥垢「スピロヘーテ」と云ふものであつて、既に十年前佛蘭西の學者に於て發表せられたる所のものであると云ふことが分りましたのであります、而して若し之を傳染病研究所の發表の如く病原とするならば、總ての人總ての獸類と云ふものが悉く皆同時に發疹窒扶斯に罹つて居り、同時に猩紅熱にも痲疹にも罹つて居ると云ふ、頗る奇觀を呈すると云ふことであつたのであります、然るに文部大臣は昨年の特別議會に於きまして、三十代議士に答へられた其言葉を實行せられたのでありますか、どうでありますか分りませぬが、本年の傳染病研究所の豫算の中に、發疹窒扶斯の病原研究として、五千圓と云ふ金額を計上されて居るのであります、是は如何なる譯であるか、病原が既に明かになつて居ると云ふに拘らず、尚其病原の研究をさるると云ふことは、少しく辻褄の合はないことであらうと私は考へるのである、で此處に御謝りを申して置かなければならぬことは、以上の病原と云ふものは、何れも學者の間に於て雜物の中の雜物であり、隨つて從來此病原を發見したと云ふ報告は尠くないのであります、尠くないのでありますが、皆矢張間違つて居つたのである、固より學者も神でありませぬが故に、誤るべき要約の下に於て誤られたと云ふことは、必ずしも之を恥とすべきものではない、誤るべからざる要約の下に研究をして誤つた場合に於ては、始めて恥としなければならぬのであります、故に私は以上の報告の中に於て、全部が眞の病原でなくとも、唯の一つでも眞の病原であつたと云ふことであれば是は傳染病研究所の學者の爲に、又日本の醫學の名譽の爲に大に祝さなければならぬことであらうと思ふ、然るに同所より恰も「マラソン」競爭の如く發表せられたる所の病原と云ふものが、既に先輩に依つて發見せられたる所のものであり、而して其ものたるや不潔なる人若くは獸類の垢の中に、平常存在して居る所の同一のものであるに拘らず、之を別々に認めて別々の病原なりとして發表して、學俗兩界を騷がすに至つては、少しく議しなければならぬと思ふのであります、而も本員が特に此事を文部大臣に向つて質問致しまする所以は、由來我國に於ては官學萬能の謬想が上下に浸淫して居ると云ふことと此驚くべき大發見が前內閣の失政と看做されて居る所の移管後の傳染病研究所より發見せられたることと、もう一つは傳染病研究所の移管以前は、世界の三大醫學研究所の一として數へられたものであつて其所の發見は世界の學界に向つて、本邦學者の代表的研究と認められて居りまするが故に、以上の事實に依つて一は誤れる官學萬能の謬想を打破し、一は移管後に於ける傳染病研究所の成績を明かにし、一は海外に於ける本邦學者の信用を維持せんが爲めに萬已むを得ざるに出でたのであります、最後に附加へて一言申上げて置きたい事は、道路傳ふる所に依れば、文部省に於ては既に此答辯が出來上つて居つて、目下研究中と云ふ事で、本員の質問を遮らんとするやに傳へられて居るのであります、併ながら是は固より齊東野人の語であつて、文部大臣は昨年の豫算委員會に於ける答辯の手前、よもや斯の如き御答辯は出來ないであらうと思ふ、殊に傳染病研究所に關しましては、昨年本員の質問に對して文部大臣は「傳染病研究所に關しては毫も非難すへき點有るを認めず」と明瞭に御答辯になられて居つたに拘らず、同一事實に關して今期議會の特別委員會に、本員が政府委員たる松浦專門學務局長に事實を突付けて質問致しました所が、松浦專門學務局長は「洵に申譯がない」と云ふ御答辯をなされて居るのであります、斯樣な前例と云ふものは、文部省の威信を傷ける事甚だ少なからぬと考へるのみならず、文敎の中心として國民の思想、風敎に及ぼす事甚だ少なからずと考へまするが故に、願はくは文部大臣は、本員の此簡單なる質問に對して、簡單にして且つ徹底せる御答辯あらむ事を希望致すのであります。

〔拍手起る〕

○副議長（濱田國松君）　質問第四――押川方義君。

四　時局に關する質問（押川方義君提出）

時局に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月二日

提出者　押川方義

贊成者　小泉又次郎　外二十九人

時局に關する質問主意書

時局に關し帝國か聯合與國（特に英米）と從來執り來れる交涉條件の範圍及現下の露國擾亂に對する帝國の政策及方針如何

右及質問候也

〔押川方義君登壇〕

○押川方義君　我輩は時局に關する質問を一二致したいのでありますが。此質問の主意を明瞭ならしむるが爲に此質問を發しやうと云ふ考を起しました動機を簡單に申上げたいのです、明治年代は殆ど外交事件を以て充滿して居りまする所の年代と言ふても宜い位であります、其內に於きまして最も大なる事件と致しましては、彼の征韓論と日清戰爭と日露戰爭との問題でありまして此當時に政府部內に於て權力を有して居りました所の人々を考へて見ますると諸君も能く御承知の如く、征韓論の勃發致しました時は、殆ど日本全國の最も有力なる大人物が集つて政治を組織して居りました、それから日清戰爭の時には御承知の通り有名なる、明治年代の政治家と言はるる伊藤公が總理であつて、陸奥伯が外務大臣であるし、川上大將は陸軍の方に於ての大勢力を有して居りました、日露戰爭の時には桂公が總理であり、小村侯が外務であるし、兒玉大將が陸軍の方の大勢力を有して居りました、是でも其當時彼等が時局に付て幾ら躊躇致しましたかと云ふ事でありますが、尤も征韓論の時はあれ丈の大事件が起つて、遂に西南の大戰爭で終りました、日清戰爭の時でありましても、當時の諸公は決して容易に起たない、實に優柔不斷首鼠兩端を懷きまして、何の決する所もない有樣でありました、其時は日本の有志が集り民間の有志が集つて、隨分極端なる議論を致した、非常に脅迫と云ふても宜い位の激烈なる仕方を以て、時の當局者を鼓舞奬勵致しました、日露戰爭の時も亦然りであります、矢張當時の諸公は中々動かない、優柔不斷でありました、矢張民間の志士が殆ど決死隊のやうな精神を以て、當局者を鼓舞致して漸くにして起ち上るやうになつたのであります、其當時の內閣を組織して居られましたる方々と、現內閣を組織して居られまする所の人々とを比較致しますると、兎に角伊藤公や桂公は明治年代の大政治家である、小村と陸奥とは有數なる外交官である、兒玉と川上とは名大將であります、日本人がさう云ふ人々の力に大概頼んでも差支ない位の技術を以つて居りました、それは政治上に付きましては色々な意見がありました、官僚政治であるとか、樣々雜多な事がありましたけれども、彼等が人物たる事、又各々己が有して居る所の位置に對して、爲すべき所の能力を備へて居りまする事に付ては、明治年代が產みましたる人の中で、決して恥しい人でない、日本人が必ず記憶に置かなければならぬ人間であります、其人人と今日の內閣の諸公と比較致しますれば諸君、必ず思半ばに過ぐる事あらむと思ふのです、そこで私共の考へまするには、今日國家に斯の如き時局の重大問題が起りました秋に丁度幸に議會が開會して居りまするが、最早滿了の期も近づいて參りましたが日本の全國を代表して居りまする所の衆議院が、唯々時が來たからと云ふて此儘で解散をして仕舞つて宜いものであらうか惡るいものであらうかと、私は自分に反問したのであります、是は動機であります諸君の平素仰せられまする通りに今回の外交は國民の外交でなければならぬ、今回の戰爭は國民の戰爭でなければならぬ、今日の政治は民意を尊重して民意を代表して居るものでなければならぬ、然らざれ

ば決して善良なる政治と言ふことは出來ないと、斯う斷言なさるのであります、而して此時局の大問題に付きまして、衆議院はどう云ふ國家の大策を樹て居りまするか、又衆議院の中の有力なる政黨は、如何なる事を以て天下に標榜して居りますか、此衆議院が唯々日本の思想を代表する唯一の機關であります此機關が今日動いて居るのであります、如何にも好い時であると私は思ふ。

○副議長（濱田國松君） 押川君に御注意致します、質問の趣意以外に亘らぬやうに希望致します。

○押川方義君 承知致しました、（「簡單々々」と呼ふ者あり）それで私は此衆議院が時局問題に付きまして、國策を確立致しまして、現內閣を十分に鼓舞奬勵する所の義務があらうと私は思ふのです、それで現內閣が能く諸君の意見を容れて、是が爲に十分なる所の方策を極め經綸を立てゝ、是が又能力も備へて居るものと諸君が御認定になれば、今日は平素の主義の異同を捨てましても、必ず擧國一致を以て之を援けて、此大事を爲し遂げさしたいものであると思ふのが、吾輩は愛國の誠かと思ふ、若又之を援けても、迚も彼等には國策を樹てる力量も無し、又縱しや議論があつても之を行ふ實力も無いと見れば、必ず法に從ひまして途を執りまして、有爲有能である所の內閣の出現を俟つことは決して難くはなからうと思ふ、今日は日本全國の人が――幸に議會開會中でありまする所の此衆議院が、吾々の意思を如何樣に代表して、發表して吳れるであらうかと云ふことを考へて居りますことは、間違のない事件であらうと思ふ、何れ諸君は必ず時の來るに從ひまして、其事を發表なさる時がありませうが、私はさう云ふやうな感じが起りましたから、一二質問を現內閣の諸公に致して置きたいと思ふのであります、第一の質問は英米に對しまして、時局上に付て彼等が日本に對する所の考を、改めなければならぬ事があると私は思ふのであります、それで日本の政府は之に向つて十分なる所の要求を致して居りませうか、又致す積りでありませうか、是れは御承知の通り日本が日米――日英の關係からして今度日獨の開戰を爲すやうになりましたることは、實に日本國家の爲には大犧牲を拂つたのであります、それで英國たる者は日本の此誠心――眞心に付きましては滿腔の赤誠を披瀝して感謝の意を表するが當前と私は思ふ、（「何を質問して居るのか」と呼ふ者あり）然るに日本が對獨宣戰以來爲しましたる事に付て、恰も日本國家を監視して居るやうな有樣の事柄を、各方面に行つて居るのであります、例へば南洋諸島に日本の軍艦が參りますれば、英國の軍艦は直ぐに其後を追うて來る、例へば靑島に日本軍が出征致しますならば、極めて少數なる一小隊に足るや足らずの者を送つて、矢張日本軍と共に働くやうな狀態を示します（「それは大隈內閣だ」と呼ふ者あり）大隈內閣や或は寺內內閣なぞの議論ではありませぬよ、是はそんな――（「降壇々々」と呼ふ者あり）それで或は此間（「簡單々々」と呼ふ者あり）日本の軍艦が浦潮斯德に參りますれば、又英吉利の軍艦が後を踊いて參ります、是は共同動作と致しますれば、日本は無論好意を以て之を迎へて居るのでありますけれども、其實際を考へまするならば是は如何でありませう、畢竟私は諸君と眞に考へて見たいのは、多くの國に向つてでありまするけれども、殊に英米に對しましては、日本人に向つて差別の取扱をして居ると云ふことは、日本全國の人の不滿を感ずる事ではありますまいか、それは昔は或は色々な口實もありましたらう、又道理もありましたらう、併ながら今日に於て日本人を扱ひますことに付ては、彼等は優等人種の如く、日本人は下等人種の如き取扱をすると申しますことは、實に不禮の極ではありますまいか、此獨逸と云ふ大敵を前に控へて、さうして日本と共同作戰を致しまして、彼等の力の及ばない所のことに付きましては十分に日本の力を――援助を乞はなければならぬ狀態に居りまして、尙且つ日本人の爲す所に付きましては、動もすれば監視のやうなことを致します、又平素爲す所に付きましては、差等の扱を爲して居りますことは、諸君の能く御承知の事であります、例へば加奈陀へ參りましても、濠洲に參りましても、或は其他英國の屬領地に參りましても、日本人は矢張劣等の人の如く取扱をせられて、對等の國民、同盟國の國民として扱をせられないことが比々としてあるのでございます、彼等と共に事を協せ、彼等と國家を賭して今日の狀態に居りますことを、日本は同盟の誼を重じて力のあらむ限りを盡して、彼等と協同動作を致して居ります時に臨むで、彼等は宜しく自分の謬想を放れて、日本の堂々たる權利の要求に應じまして、必ず是迄の通り差別待遇と云ふものを改めなければならぬ所の道理はありますまいか、又日本は彼等と共に敵に當りまして、國家の犧牲を拂つて居ります時に方つて、是等の道理の要求を彼等に致すべき機會ではありますまいか、又亞米利加に付て申しましても、何か戰時契約とか條約とかの名義の下に、日本人に向つての取扱は差別取扱をして居るのであります、彼等は自ら自由と謂ひ平等と謂ひ、或は人道と申します、併ながら今日の日本の文明の程度の進むで居ります國家に對して、彼等が日本人に爲す所の事に何の正義がありますか、何の平等がありますか、何の人道がありますかと聞く權利が日本には在りと私は思ふ、苟も相提攜して天下の事を爲すに臨み、それは主從か何かの關係なら率ざ知らず、堂々たる國家が斯の如き差別取扱をせられて、さうして滿腔の誠を披瀝してやつて行くことが、人情に於て出來ませうか、是等の事に付きましては、亞米利加なり英吉利なりの政府、及輿論の大なる間違を矯正致しまするに好い機會であると思ひます、日本政府は之に對しまして、十分なる談判をして居りますか、して居りますか、若しして居りませぬならば、是から此機會を捉へて、日本の正義なる要求を致しまする考はありますかありませぬかを聽きたい、それから其次は所謂西比利亞の出兵問題でありますが是は先づ今日諄々しく申上げる必要は何もない、獨逸が或は東漸するか、來るか來ぬか分らぬ、或は露西亞はどう云ふやうな譯であらう、亞米利加は之に贊成するとかしないとか、或は英佛は之に同意するとかしないとか、そんなやうな問題が日本の去就を定めるべき所のもので決してないでありませう、日本は今日の機會に於て、此國運の發展する秋に臨み、如何なる事をすべきかと云ふことが先決問題でありませう、尙早であるとか控へて居るが故とか、或は危險がないのであるとか、有るのであるとか、或は露西亞の感情を破るとか、そんな些末なる問題は、今日攻究を爲すべき秋でない、日本國家と云ふものが發展すべき場合に臨み、今日の場合如何なる事をすべきかと云ふことを、先づ以て先決問題として決める、其時期の如きは其時に應じ專門家識見家が宜しく考へたら決まる筈である、併ながら今日は國民は迷を置いて居るのであります、西比利亞に出兵するかしないか、本當に獨逸を膺懲して根本的に叩き毀すので有るのぢやか無いのぢやか、どう云ふ工合に英米と結合してやるんだか、やらぬのだか分らぬのであります、それは唯表面丈の外交辭令の御附合と云ふ仕方では、根本的の解決は出來ない結果を生ずるのであります故にそれであるから此內閣の諸公は、此對獨對露問題に付て、西比利亞方面に關する事柄は、根本的にどう云ふ按排に決意をして居なさるか、それを承りたいのであります、（「君なんかには敎へないよ」と呼ふ者あり）敎へて貰はなくても宜い。

〔此時副議長濱田國松君退席議長大岡育造君著席〕

○押川方義君 之を持つて居るならば實に安心であります、終に臨みましてそれに準じまして、矢張支那問題が今日迄のやうな事では、迚も根本的解決は出來ますまい、支那の根本解決と申しますのは、政治上の事であります、亞米利加の人などは日本から言ふと、亞米利加人は同意せぬかも知れぬ、それ故にあちらに出兵することは考へ物であると云ふやうな、如何にも依賴心の深い弱々しい女性的考を有して、外交をやつて居るのは殘念であります、日本がどうであらうと、黑龍汀に向ひまして五六萬噸の船をかつて仕舞ふ、或は露西亞の裏面に向ひまして、何處迄お前の政治を助けてやる、日本を隣りに控へて居りながら、接壤の土地を有つて居る日本を控へながら、日本が出兵しやうかしまいかと言ふて、大なる議論が沸騰して居る時に臨んで、彼等はそんな事は耳にもしない、彼等の政府を援けてやるとか、何であるとか云ふことを勝手次第にやるのであります、然るに日本の外交は支那に對し、實は己の國と同じやうな關係を切實に支那に對しては持つて居ると言ひながら、外國を憚りまして堂々たる事を公言することは出來ない、日本は支那に對し特殊の關係ありと申しますれば、特殊の關係と云ふのは政治上であります、支那人に向ひまして、日本の忠告を容れさせやうとするのであります、外國の者が承知するかしないか、そんな事は必要はない、宣言をする必要もない筈です、然るに財政策は不干渉であるだの、（或は經濟の結合であるだの、或は親善であるなどと言ふ、實に精神的でない至誠でない、又國を思ふ所の誠心から割出した所の考でなくして、前內閣が斯う云ふ事をして居つたから、今の內閣は斯う云ふ事をするなどと云ふ位の事柄で、迚も根本的解決

でも何でもない、吾輩は此際に臨み、支那人に十分なる說諭をする、同意せしむると同時に、各國に向ひ、日本が支那に對する特殊の關係が、斯う云ふものであると云ふことを斷乎として明言致すべき筈のものと思ひますが、現內閣は斯の如き事を爲さる勇氣があるかを聽きたいのであります（拍手起る）

○岩崎勳君 質問第五、朝鮮警察の機關の組織に關する質問は、日程審議の都合に依り、其質問の趣旨の辯明を延期せられむことを望みます。

〔「贊成々々」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 岩崎君の延期の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 御異議なしと認めます、質問は是にて切上げ日程に入ります。

○小山田信藏君 議長。

○議長（大岡育造君） 日程第一、朝鮮人官吏の恩給退隱料及遺族扶助料等に關する法律案の一讀會の續を開きます――委員長小山田信藏君。

第一 朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案（政府提出、貴族院送付） 第一讀會の續（委員長報告）

〔小山田信藏君登壇〕

○小山田信藏君 唯今議題となりました朝鮮人官吏の恩給退隱料及遺族扶助料等に關する法律案の委員會の經過並に結果を御報告申上げます、本案の內容は極めて簡單でありまして、日韓併合前即ち統監府設置の當時、韓國政府の官吏にして尙ほ引續き在官の者に對し、恩給退隱料遺族扶助料を給すると云ふことに付て――其の年限に付て詰り統監府設置の年より通算致しまして、之に與へると云ふ案であります、委員會は三回開きまして、委員より幾多の質問應答があり、又委員の中より元來恩給法の精神は日本人に限つて居る、然るに日韓併合前の朝鮮人に對して恩給法を制定すると云ふのは、どう云ふ理由であるかと云ふ質問もありました、それに對しまして政府は、日韓併合前と雖も、統監府監視の下に韓國政府の官吏は其事務を執つて居たのであるから日韓併合後と何等事實に於て變つた事がないと云ふやうな說明でありました、委員會に於ては此法案は朝鮮統治の政策上必要なる案と致しまして、滿場一致を以て可決致しました、何卒諸君に於かれましても、委員會の決議通り、御贊成あらんことを希望いたします。

○議長（大岡育造君） 本案の二讀會を開くや否やを御諮り致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 二讀會を開くに御異議なきものと認めます、即ち本案は二讀會を開くことに決します。

○岩崎勳君 直ちに本案の二讀會を開き三讀會を省略して委員長報告通り可決確定せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なきものと認めます、依て直ちに第二讀會を開き議案全部を議題となし、三讀會を省略する手續を採ります。

朝鮮人官吏の恩給、退隱料及遺族扶助料等に關する法律案 第二讀會（確定議）

○議長（大岡育造君） 御異議ありませぬか――原案に付て御異議なきものと認めます、仍て三讀會を省略せられ、二讀會に於て全部可決確定したることを宣告致します――日程第二、海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案、第一讀會の續を開きます――委員長高戶郁三君。

第二 海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

〔高戶郁三君登壇〕

○高戶郁三君 委員會の經過を御報告致します、本案は單純でありまして、隨て其理由も單純であります、要するに此海軍採炭所は明治四十年に特設致したるのであります、で運轉資本として十萬圓を計上してある、此十萬圓を今日に至る迄此運轉資本に變りはないのであります、然るに事業は年々擴張して隨て其經費に膨脹を來したのであります、大正六年度の經費は約三百萬圓、大正七年度の經費は約五百萬圓、故に此運轉資本の不足を來して、此運用を圓滑ならしめんが爲に、海軍に賣却する石炭の其代金の前拂を受けて、以て此資金の運用を圖らうとするのであります、委員會は二回開會致しまして、政府委員と質疑應答審議の末、是認可決した次第であります、此段御報告致します。

○議長（大岡育造君） 本案の二讀會を開くや否やを御諮り申します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君 直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告通り可決確定せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 直ちに二讀會を開くことに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 直ちに本案の第二讀會を開きます。

海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案 第二讀會（確定議）

○議長（大岡育造君） 他に御發議もありませぬから本案は三讀會を省略せられて可決確定したることを宣告致します――日程第三、第四は同一委員に付託したる議案なるに依て、一括議題となすに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なきものと認めます――日程第三、東京市區改正條例中改正法律案、第四京都市又は大阪市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案――委員長漆昌巖君。

第三 東京市區改正條例中改正法律案（政府提出）第一讀會の續（委員長報告）

第四 京都市又は大阪市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

〔漆昌巖君登壇〕

○漆昌巖君 唯今議題に上つて居ります東京市區改正條例中改正法律案外一件の委員會の經過と結果を御報告致します、此東京市區改正條例中の改正と申しまするのには「第一條中「閣令」ヲ「勅令」ニ改メ第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ」是が骨子になつて居るやうであります「東京市區改正委員會ハ市區改正ノ設計及毎年度施行スヘキ事業ヲ東京市ノ區域外ニ亘リ議定スルコトヲ得」是が骨子になつて居るやうであります、是は東京市の市區改正の事業を擴張するに從つて、郡部に及ぼす其場合に於て、區域外まで議定することが出來る、斯う云ふ事になつて居るのであります、それより第二條、第三條、第四條、第五條、第六條、第九條、第十條、第十二條、第十四條――第十六條を削る、是は此法案に伴うて行く改正であります、例へば「東京府知事」を「東京市長」に改むとか「東京府區部內」を「東京市」に改めるとか、斯う云ふやうな極く簡單なる改正案であります、是は此案に伴うて行く即ち第一條に依て伴うて行く改正でありますから、是は別段に申上げる必要はあるまいと思ひます、唯々是が斯うなりますと少しく郡部に於て考へなければならぬ所がありましたので、是は能く政府に質問致しました、それは第十四條の二に「前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ要スル費用ハ東京市及事業地ノ負擔トス」と云ふことゝ、それから「前項ノ負擔ニ付テハ關係市町村ノ意見ヲ聞キ東京市區改正委員會ノ議定ヲ取リ內務大臣之ヲ定ム」斯う云ふやうな所には是は東京市及事業地の負擔町村の負擔と云ふことは、どう云ふことになるかと云ふやうなことに付ては、少しく吾々は懸念のことがございましたから聽きましたが、是は利益を共に受くる時の場合に於て、何分を町村の負擔にする、斯う云ふのでございまして、又此場合には唯々市區改正の今日迄の組織の委員丈でやるのであるかと云ふことを質問致しましたが、是は其場合には關係町村にも相當に意見を聽いて、相當のことを組織の中に――利害關係を持つ人は其中に加はるやうな何れ組織になると、斯う云ふことでございますから、是は先づ差支ないものとして全會一致を以つて、此の案は是で決定になりました、それから第二の京都市又は大阪市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案、此の法律案に付きましては大分皆其の立場に於いて利害を異にするやうな場合もございまして、大分御質問がございましたが、是は斯う云ふ爲めに質問があつたのです「京都市又ハ

大阪市」とあるものですから、さうすると京都市大阪市と許り限つて、其外に今日は橫濱とか、神戸とか、名古屋とか、斯う云ふやうな大分發展の場所もあるが、此等に付ては政府はどう云ふ意見であるかと、斯う云ふ質問が出ました、さうすると政府委員の答には、京都市大阪市は大正七年度より市區改正の實行がしたいと云ふので、相當の手續をして今申請になつて居る、然るに今御質問の此神戸とか、橫濱とか、名古屋とか云ふ所は、さう云ふ具體的なる所の別に申請も出て居らぬ、さすれば之を入れることは自治制を強ゆるものであるから、それは今日の法案には出て居らぬと、斯う云ふことであつた、それで委員の方々には、自分の立場に於て多少考慮なされる所もあつて、此案を斯う云ふ風に修正になりました「京都市又ハ大阪市」とありますのを「又ハ」と云ふことを除いて「京都市大阪市及內務大臣ニ於テ指定シタル市ノ市區改正ニ關シ之ヲ準用スルコトヲ得」それで之を要するに「及內務大臣ニ於テ指定シタル市ノ」と是丈即ち修正して加へたのでございます、是で此案は全會一致を以て可決されて居ります、さう致しますると、其結果として此表題がですな「京都市又ハ大阪市ノ」とありまするのは一京都市大阪市其他ノ市ノ」と斯うなりますから、之を御報告致します、是で政府も同意致しまして、是は全會一致を以て可決になりました、それから之に付ては希望條件と云ひますか、決議になつて居るのであります、それは市區改正條例中改正法律案外一件の委員會に於て決議したる希望「市區改正ニ關シ土地所有者及關係人ノ受クル損失ノ補償手續ニ付テハ土地收用法ニ準シ相當ノ改正ヲ加ヘラレンコトヲ望ム」斯う云ふ希望條件か決議になつて居りますから、此段御報告致します(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 本案は一括して議題となし報告を受けましたが、採決は別々に致します、此案の第一即ち日程の第三の二讀會を開くや否やを諮ります、御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ二讀會を開くことに決しました。

○岩崎勳君 唯今のは日程第三丈の御宣告でありますか。

○議長(大岡育造君) 左樣です。

○岩崎勳君 然らば日程第三の分は直ちに二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告通り可決確定せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ直ちに第二讀會を開き議案の全部を議題と致します。

東京市區改正條例中改正法律案 第二讀會(確定議)

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ第三讀會を省略して可決確定したる事を宣告致します――日程第四の二讀會を開くや否やに關して御諮り申します

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ日程第四も二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君 直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ直ちに本案の第二讀會を開き、議案の全部を議題と致します。

京都市大阪市其の他の市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案 第二讀會(確定議)

○議長(大岡育造君) 御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ二讀會に於て可決、三讀會を省略して確定したることを宣告致します。

○岩崎勳君 議長。

○議長(大岡育造君) 岩崎君。

○岩崎勳君 議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に日本興業銀行法中改正法律案、及政府提出朝鮮銀行法中改正法律案の兩案を一括して、第一讀會の續を開き、次に第二號、大正七年度歳入歳出總豫算追加案、第三號大正七年度歳入歳出總豫算追加案、第二號、大正六年度歳入歳出總豫算追加案、第二號、臨時軍事費豫算追加案、特第一號大正七年度各特別會計歳入歳出總豫算追加案、追第二號、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要するの件を一括議題となし、各委員長の報告を求め且つ其審議を進められんことを希望致します。

〔「贊成々々」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がないものと認めます、仍て日程は變更せられました、先づ法律案から御諮りします、日本興業銀行法中改正法律案、朝鮮銀行法中改正法律案、同一委員に付託せられたるものでありまするから、一括して議題となすことに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、仍て委員長の報告を求めます――委員長中村啓次郎君。

日本興業銀行法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

朝鮮銀行法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

〔中村啓次郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○中村啓次郎君 唯今議題になりましたる兩案の委員會に於ける經過及結果の御報告を申上げます、先づ興業銀行法中改正法律案の主なる改正を求めたる點は、興業銀行の業務の擴張であります、一つは船舶に對する貸付、又造船材料等に對する貸付、長期は十五年の年賦償還貸付もございまするし、五年に亘りまする定期償還貸付もあるのであります、是れが一つであります、今一つは他の會社の株式を引受くること、或は株式の募集に應ずる事、此二點が興業銀行の業務を擴張する點であります、委員會に於きましては株式應募の點等は――株式の募集に應ずる事、若くは引受を致す事は今日の時局の對應策と致しまして、工業會社の事業を發展せしむる上に於ては、是非興業銀行をして斯樣なる營業を爲さしめなければならないと云ふ事に、一致致して居るのでございます、それから此船舶貸付に付きましては、多少の議論もありましたが、結局銀行業務に從事する者の手腕を信頼すれば宜しいのであると云ふことになりまして、何れも全會一致を以ちまして、此改正案を可決する事になつたのであります――それから朝鮮銀行法中の改正を求めましたる主なる點は、保證準備の擴張であります、朝鮮銀行は御承知の通り韓國銀行が朝鮮併合に依りまして、朝鮮銀行と成つたので二千萬圓の保證準備を一千萬圓增して三千萬圓になつたので、明治四十三年――今よりは八年前であります、其後朝鮮の經濟狀態に非常なる進展を致して居ると云ふことは、諸君の御承知の通りでありまして、殊に同銀行は最早朝鮮一地域の銀行に非ずして、滿蒙方面、北支那方面に對して大なる活動を致して居りますし、又西比利亞方面迄其の業務を擴張致させたいと云ふ考を持つて居るのであります、斯樣に我國の大陸に對する經濟發展を圖る一つの機關でありますが故に、今日に當りまして二千萬圓の保證準備を一層擴張する事は適當なる事と認めまして、全會一致を以て委員會に於て可決したのであります、他に或は總裁の下に副總裁を置くと云ふやうな事、信託業務を營むと云ふやうな事は、是は何れも當然の必要なる事項であると致しまして、可決を致したのであります、右御報告致します(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 委員長報告兩案の二讀會を開くや否やを御諮り致します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ兩案とも第二讀會を開くに決します。

○岩崎勳君 直に兩案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告の通り可決確定せられむことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ直ちに兩案の二讀會を開き全部を議題と致します。

日本興業銀行法中改正法律案 第二讀會(確定議)

朝鮮銀行法中改正法律案 第二讀會(確定議)

○議長(大岡育造君) 御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議はないと認めます、仍て三讀會を省略して可決確定したる事を宣告致します。

○岩崎勳君 唯今の追加豫算は委員長が議席に見え

ませぬでありますから、後廻しとせられむ事を希望致します。

○議長（大岡育造君） 追加豫算は後廻しと云ふ事に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議はないと認めます――日程第五、會計士法案の第一讀會を開きます――提出者高木益太郎君。

第五 會計士法案（高木益太郎君外二名提出） 第一讀會

會計士法案

會計士法

第一章 會計士ノ業務

第一條 會計士ハ當事者若ハ利害關係ノ囑託ヲ受ケ又ハ官廳ノ命ニ依リ會計ニ關スル事項ノ監査、整理、管理、證明、鑑定及和解等ノ業務ヲ執行スルモノトス

第二章 會計士ノ資格

第二條 會計士タラムトスル者ハ左ニ掲クル資格ヲ具備スルコトヲ要ス

一 帝國臣民ニシテ三十歳以上ノ男子タルコト

二 會計士試驗ニ合格シタルコト

三 三箇年以上會計士ノ事務所ニ在リテ其ノ業務ヲ見習ヒタルコト

四 高等官、貴族院議員、衆議院議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ任命セラレタル委員ヲ以テ組織セル會計士銓衡委員會ノ銓衡ヲ經タルコト

第三條 會計士試驗及銓衡ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 左ニ掲クル者ハ會計士タルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 懲戒ノ處分ニ依リ免官、免職、除名又ハ業務ヲ禁止セラレタル者

三 破產又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタル者

四 禁治產又ハ準禁治產ノ宣告ヲ受ケタル者

第五條 會計士ハ報酬アル公務ヲ兼ヌルコトヲ得ス但シ貴族院議員、衆議院議員ト爲リ又ハ官廳ヨリ特ニ命セラレタル職務ヲ執行スルハ此ノ限ニ在ラス

會計士ハ他ノ業務ヲ營ミ又ハ會社ノ代表者若ハ會社其他ノ使用人ト爲ルコトヲ得ス但シ農商務大臣ノ許可ヲ得タル者ハ此ノ限リニ在ラス

第三章 會計士名簿

第六條 會計士名簿ニ登錄セラレタル者ニ非サレハ會計士ノ稱號ヲ用キ又ハ其ノ業務ヲ執行スルコトヲ得ス

第七條 會計士名簿並ニ登錄ニ關スル規定ハ農商務大臣之ヲ定ム

第四章 會計士ノ權利義務

第八條 會計士ハ正當ノ事由アルニ非サレハ當事者若ハ利害關係人ノ囑託又ハ官廳ノ命ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條 會計士ハ利害ノ關係ヲ有スル事業ニ關シ其ノ業務ヲ執行スルコトヲ得ス

第十條 會計士其ノ業務執行ニ關シ故意又ハ過失ニ因リ囑託人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ之ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第十一條 會計士ノ業務ノ執行ニ關シテハ刑法中公務員ニ關スル規定ヲ準用ス

第十二條 會計士ハ囑託人ヨリ報酬及旅費ヲ受ク

第五章 會計士協會

第十三條 會計士協會ヲ設立セムトスルトキハ其ノ規約ヲ定メ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ其ノ規約ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十四條 會計士協會ヲ解散シタルトキハ之ヲ農商務大臣ニ屆出ツヘシ

第六章 懲戒

第十五條 會計士業務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行爲アリタルトキハ懲戒ニ付ス

第十六條 懲戒ハ左ノ四種トス

一 譴責

二 千圓以下ノ過料

三 三年以下ノ義務停止

四 除名

第十七條 懲戒ハ會計士銓衡委員會之ヲ行フ但シ會計士協會ニ屬スル者ニ付テハ其ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

左ニ掲クル者ニシテ本法施行ノ日ヨリ六箇月以內ニ會計士名簿ニ登錄ヲ請フトキハ第二條第二號及第三號ノ規定ニ拘ラス會計士タルコトヲ得

一 本法公布ノ日ヨリ一箇年以前ニ事務所ヲ設ケ第一條ノ業務ヲ執行シタル者

二 五箇年以上引續キ會計ニ關スル事務ヲ主宰シタル者ニシテ商業會議所又ハ銀行業ヲ營ム者ヲ以テ組織セル團體ヨリ推薦セラレタル者

〔高木益太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○高木益太郎君 本案は會計監査に付、專門的知識經驗を有する人を公認して會計事業の放漫に流るゝ弊害を防ぐ爲に提出を致しました、宜しく御審議を煩します、是は申上げる迄もなく、曩に衆議院に於て是と同一の法案に付て、全會一致を以て御可決になりました、さう云ふ次第でありますからして、速に御審議の上可決あらむことをば願ひます（拍手起る）

○岩崎勲君 本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられむことを希望致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議はないものと認めます、即ち議長指名九名の委員に付託するに決します――日程第六、第七の兩議案は同種の議案にして且つ提出者も同一なるに依り、一括して議案とするに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議はないと認めます、仍て一括して議題と致します、第六市制中改正法律案第七、町村制中改正法律案――提出者近藤達兒君。

第六 市制中改正法律案（近藤達兒君外七名提出） 第一讀會

市制中改正法律案

市制中左ノ通改正ス

第十五條 削除

第十六條第一項中「二級又ハ三級選擧ノ爲ノミニ付亦同シ」及第五項ヲ削ル

第十七條第一項中「二級又ハ三級選擧ノ爲ノミニ付亦同シ」ヲ削ル

第十八條第四項中「同級ニ在リテハ」及「等級若ハ」ヲ削ル

第十九條第三項中「每級各別ニ」及「及等級」ヲ削ル

第二十條第三項中「等級及」ヲ削ル

第二十一條第十三項ヲ削ル

第二十二條第一項中「各級ヨリ」「等級及」及第三項ヲ削ル

第二十五條第三項但書ヲ削ル

第二十八條第二項ヲ削ル

第三十條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ選擧スヘキ議員數ヲ以テ確定名簿ニ登錄セラレタル人員數ヲ除シテ得タル數ノ五分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

第三十二條第三項中「數級又ハ」ヲ削ル

第七 町村制中改正法律案（近藤達兒君外七名提出） 第一讀會

町村制中改正法律案

町村制中左ノ通改正ス

第十三條 削除

第十四條中「二級選擧ノ爲ノミニ付亦同シ」ヲ削ル

第十五條第四項中「同級ニ在リテハ」及「又ハ等級ヲ異ニシテ選擧セラレタルトキ」ヲ削ル

第十六條第三項中「每級各別ニ」及「解任ヲ要スル等級ニ」ヲ削ル

第十七條第三項ヲ削ル

第十八條第十二項ヲ削ル

第十九條第一項中「各級ヨリ」「等級及」及第三項ヲ削ル

第二十二條第五項但書ヲ削ル

第二十五條第二項ヲ削ル

第二十七條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ選擧スヘキ議員數ヲ以テ確定名簿ニ登錄セラレタル人員數ヲ除シテ得タル數ノ五分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

第二十九條第三項ヲ削ル

同條第五項中「第三項ノ場合ニ於テ何レノ當選ニ應スヘキカヲ申立テサルトキハ總テ之ヲ辭シタルモノト看做ス」ヲ削ル

第三十一條第二項中「第三項若ハ」及「又ハ同條第三項ノ規定ニ依リ抽籤ヲ爲シタルトキ」ヲ削ル

〔近藤達兒君登壇〕

〔拍手起る〕

○近藤達兒君 本案の提出者は私及村松君、其他政友會及憲政會の先輩諸君と提出を致して居りますが本來は此等の先輩諸君が提出の理由を申上げるが順

序でありますけれども、都合上私から申上げることに致します、私は此二案が一括されて議案に供されましたからして、議案を一括致しまして説明を致す積りであります、本來自治制なるものは、其制度は立憲政體の基本を成すべきものでありますから、此案の改正理由に付きましては、既に皆様に於て十分御了解ある事と信じて居りまするが故に、最も簡明に説明を致す考であります、御承知の如く此市制及町村制は明治二十一年の發布に係りまして、二十二年四月一日より地方の狀況に從て逐次執行された所の法律であります、此間條文の改正も行はれまして年所を經る事既に三十年に達して居りまするが此自治制度の發達と云ふものは、寔に遲々として甚だ遺憾の點が多いのであります、是れ畢竟國民一般に自治的觀念の幼稚なることは、其一因を成して居るのでありまするが、又一面には其制度の不完全であると云ふことが、其因を成して居ると云ふことは爭ふ可らざる事實であらうと思ふのであります、其制度其物の不完全と申す點に付きましては、多々ありまするが、其中に付きましては先づ法人に選擧權を與ふると云ふこと、並に階級的選擧の制度を採つて居ることが其主なるものであらうと思ふのであります、それ故に先づ此階級的選擧の制度を廢さんと欲するのが吾々の趣旨と致す所であります、此階級的選擧は何故に案出されたかと申しますれば、是は一面に於きまして、下級多數民の少數貴族富豪を壓迫を恐れて採られた所の制度でありまして、而も此制度は最も舊時代の思想に基いた所のものであります、言葉を換へて申しますれば、所謂官僚的思想の下に案出された所の制度であると申して差支なからうと思ふのであります、それ故に此制度は歐米文明國に於きましては、極めて其類例が少なく、僅に獨逸に於て今日存在して居るのみと申しても差支ないのであります、此階級制度が下級民の横暴を抑へんと云ふ考でありましたが、今日の結果に於て見ますれば、却て強者が弱者を壓すると云ふやうな傾になつて居るのであります、殊に市町村に於ける所の一級選擧の如きものは、僅に一人若くは二三の少數なる所の人に依つて、二級若くは三級と同數の議員を選出することに相成りまするに依つて、此少數者に依つて選出せられたる所の議員は、動もすれば全般の利害を忘れて、少數者の爲に公平なる行動を執る事が出來ないやうな立場に歸著するのであります、此結果は遂には強者と弱者との爭ともなり、延いては又由由敷所の社會問題をば惹起する虞があると考へるのであります、此選擧なるものは御承知の通り、郡會府縣會或は衆議院議員、是等の選擧等に於きましても總て階級選擧の制度を用ひないのであります、此選擧は多數に於て代表的の意味を持つと云ふことであつたならば、獨り市町村制に於てのみ、階級選擧の制度を採る謂れはない事と私は信ずるのであります、それ故に此階級的選擧の方法を廢しまして、府縣會若くは衆議院議員選擧法の如く、同一に均一平等なる參政權の下に選擧を行ふと云ふことに致したいと云ふのが、本案提出の理由であります、何卒御審議の上御賛成あらむことを希望致します。

「拍手起る」

○岩崎勳君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎君。

○岩崎勳君　兩案を一括し、議長指名を以て特に十八名の委員に付託せられむことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(大岡育造君)　御異議なければ、兩案一括、議長指名十八名の委員に付託することに決しました

――日程第八、郡制中改正法律案第一讀會の續を開きます、委員長河部德三郎君。

第八　郡制中改正法律案(横山金太郎君提出)　第一讀會の續(委員長報告)

「阿部德三郎君登壇」

「拍手起る」

○阿部德三郎君　委員會の經過を御報告致します、本案は委員會に於て修正を加へて可決を致したのであります、一寸此修正を加へましたことに付て御報告致して置きます、一體本案は、郡會に於ける少數派の議長の横暴を防止せんとして提出された案であります、委員會に於きましては固よりそれには反對がないのであります、同時に此郡會に於ける多數の横暴も防止する必要があると云ふので修正を加へたのであります、それは現行の法律に依りますと、郡會に於ける郡參事員の選擧と云ふものは、數名若くは連記の投票を用ひることを得るの規定になつて居りまする爲に、郡會の役員選擧のある度に、多數黨が横暴を極めると云ふやうなことがある、甚だしきに至りますと、此役員選擧の爲に議員の爭奪が行はれると云ふやうなことで甚だ其弊に堪へぬ、斯の如きは圓滿に地方自治を發達せしむる所以に非らずと云ふことで、此修正を加へたのであります、修正の箇條は御手許に廻つて居ります所の文書に依つて御覽を願ひたいのでありますが、要するに此郡會の參事員の選擧に於ては、單記無記名、即ち現行の府縣制の制度と同一の規定に依らう、斯様な修正案であります、委員會に於ては滿場一致を以て可決されたのであります、政府も此案には全然同意を表されたのであります、此段御報告致します。

○議長(大岡育造君)　本案の第二讀會を開くや否やを御諮りします。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(大岡育造君)　御異議なければ本案は二讀會を開くに決します。

○岩崎勳君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎君。

○岩崎勳君　直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告の通り、即ち委員會に於て修正議決の通り可決確定せられむことを希望致します。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(大岡育造君)　御異議なければ直ちに本案の第二讀會を開き、議案全部を議題と致します。

郡制中改正法律案　第二讀會(確定議)

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(大岡育造君)　御異議なければ本案は三讀會を省略して、委員長報告修正の通り、可決確定したることを宣告致します。

○岩崎勳君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎君。

○岩崎勳君　再び議事日程の變更に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に前刻發議致しました追加豫算六件、此外に尙ほ第四號大正七年度歳入歳出總豫算追加案、追第三號豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件、合計八件を一括議題と爲し委員長の報告を求め、且其審議を進められむことを希望致します。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(大岡育造君)　御異議なきものと認めます、仍て日程を變更して大正七年度歳入歳出總豫算追加案外七件の報告を求めます、委員長小川平吉君。

(第二號)　大正七年度歳入歳出總豫算追加案

(第三號)　大正七年度歳入歳出總豫算追加案

(第二號)　大正六年度歳入歳出總豫算追加案

(第二號)　臨時軍事費總豫算追加案

(特第一號)　大正七年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

(追第二號)　豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件

(第四號)　大正七年度歳入歳出總豫算追加案

(追第三號)　豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件

「小川平吉君登壇」

「拍手起る」

○小川平吉君　唯今議題となつて居ります議案に付豫算委員會の經過結果を御報告申上げます、大正七年度歳入歳出總豫算追加に計上致しましたる金額は歳入六百七十七萬三千百二十四圓、歳出七百四十一萬二千五百四圓であります、其歳入は樺太事業公債利子等の支拂を要するに依り繰入るべき金額四萬餘圓、司法省用地を賣却するに依て收入する金額六十萬圓、及阿片拂下代收入額百四十萬餘圓、澱川改修增補工事に伴ひ納付すべき金額四十萬圓、樺太事業費の財源に充つべき公債募集金百二十萬三千圓、及歳出豫算追加の財源に充つるが爲め前年度繰入金三百十二萬八千百五圓、此外の不足は大正七年度歳入歳出總豫算に於けるところの歳入超過額を以て之を支辨する計畫になつて居ります、歳出は多數でございますが其內主なるものを申上げますれば、製藥用阿片として指定會社に拂下ぐべき阿片の購買費百四十萬圓、貴族院及衆議院に於て議員を海外に派遣するも要する所の經費の增加四萬圓、東亞同文會の支那に於ける事業に對し補助するところの金額三十五萬餘圓、同仁會の支那に於ける事業に對する補助金額十萬圓、澱川の改修に關し增補工事を施行するの

必要あるが爲に總額五百九十七萬圓の中、大正七年度に於ける年割額百萬圓、大阪の監獄を移轉改築をするが爲に要する所の經費繼續費百八十萬圓の中、大正七年度に於ける年割額四十五萬圓、京都地方裁判所の廳舍腐朽、且つ狹隘に付之を改築する爲めの金額二十六萬圓の中、大正七年度に要する所の年割額八萬圓、是等が主なるものでありまして、其外多數ございます分は、悉く水害若くは火災の爲に要する所の經費でございます、其中二三の主なるものを申上げますれば、暴風雨の爲め東京灣砲臺第三海堡の損害を被りましたに就て、復舊を要する所の經費として繼續費三十三萬餘圓の內、大正七年度に要する、年割額八萬五千圓、又朝鮮師團建築費――一寸先刻申殘しましたが、水害火災及物價騰貴、此三つの原因に基く所の事柄が多いのであります、其主なるものゝ中、唯今申上げましたる外、物價騰貴の爲に經費の不足を生じました分は、朝鮮師團建築費五十二萬五千餘圓、並に兵器製造所新設費の豫算に不足を生じましたが爲に總額百八十餘萬圓の不足を生じました、且つ此分は外國に注文致しましたる兵器の到著遲延せしが爲に、大正七年度以降二箇年に亘り、即ち八年度迄及んで居りますが、其中七年度の年割額三十萬圓を請求すると云ふのでございます、委員會に於きましては審査の結果、何れも已むを得ざるものとして原案に贊成することに決定致しました但し此追加豫算の中には往々にして會計法の法規に依る所の、所謂必要缺くべからざるものに該當せざる嫌あるものがある、此點に向つては將來に於て十分注意をするやうにと云ふ、政府の注意を喚起致しまして決議致しました、又澱川改修工事の件に付きましては、附帶決議がございます、之を御報告致します、其決議は「澱川改修增補工事ノ設計ハ不十分ノ嫌ナキヲ保セス依テ政府ハ是カ實施ニ際シ尙ホ一層ノ完備ヲ期センコトヲ望ム又瀨多川洗堰ノ調節ニ就テハ特ニ周密ナル監督ヲナサンコトヲ望ム」是が附帶決議として決定せられました、且又此樺太の鐵道經費五百萬圓に就きましては、是も追加豫算として、今日の會計法の法規に牴觸する嫌がある、且又會期切迫の際に至つて、此の如き巨額の豫算を提出することは穩當を缺くと考へる、併ながら此事柄は極めて必要と認めるが故に協贊を與へる、但し此公債を償還するところの財源として、政府の計畫せられましたる樺太の森林を伐採して償還すると云ふ此財源に就ては、森林の荒廢を來す虞がある、且又財源としても多少不安の點がある、依て此事に就ては十分に此森林の保護をして、荒廢に至らざるやうな計畫を立て、且つ確實なる財源を定めて、更に提出するやうにと云ふ希望を述べまして、而して此分も決定致しました、次は臨時軍事費の豫算であります、臨時軍事費追加豫算は二千五百六萬六千四百三十七圓でございます、之を大正六年度と七年度に分つのであります、其中海軍に要する所の分は軍事行動に要する所の金額、陸軍の分は時局の推移に依りまして、軍需品を購入する所の必要を生じ、是が爲に要する所の金額でございます、是が合せて二千五百六萬六千四百三十七圓となります、是は目下の時局に對して必要已むべからざるものと認めて協贊を與ふることに決定致しました、大正七年度各特別會計歲入歲出豫算のことに付きましては、爰に改めて申上ぐる程のこともありませぬ、但し此中にある所の樺太の事は前既に申上げましたが、其他の分は改めて爰に御報告をする程のこともないと考へます、書類に付て御覽を願へば明瞭である次第でございます、豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件、是は即ち同亞同文會と、同仁會に關する所の契約であります、次に第四號、大正七年度歲入歲出總豫算追加、是は貴族院令の改正に伴ひまして議員の數の增加致したるが爲に要する所の經費四萬餘圓、及都市計畫調査會と云ふものを新設致します、即ち都市の追々膨脹致しますに連れて、是が改善を圖る爲に調査をする所の調査會の設置の經費二萬五千三百八圓、是亦必要なるものと認めて可決致しました、次は追第三號、豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件、是は日本興業銀行に於て、支那及南洋等に向つて投資をする爲に要する所の資金を得んが爲に債券を發行する、此債券に對して政府に於て金額一億圓を限度として保證を與へると云ふことの件でございます、是亦必要なる事柄と認めて、委員會に於ては可決することに相成りましてございます、此段御報告致します。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君)　森秀次君。

○森秀次君　本員は質問の通告を致して置きましたが、政府の意思のある所を確めまして、其必要なしと存じましたから、撤回を致します、尙は委員長の御報告に贊成の意を表したいと存じて居りましたが是も唯今の御說明で分明致しましたし、會期切迫の今日無用の事と存じますから、是も撤回致します。

○議長(大岡育造君)　唯今委員長報告の各案に付て決を採ります、委員長の報告に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なしと認めます、仍て各案とも委員長の報告の通り可決確定したることを宣告致します。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君)　日程第九、市町村吏員優遇に關する建議案を議題と致します、提出者荒川五郞君

第九　市町村吏員優遇に關する建議案（荒川五郞君外三名提出）

市町村吏員優遇に關する建議案

市町村吏員優遇に關する建議

市町村吏員に對しては官吏と同しく敍位敍勳等を授くるの途を開き褒章を有する者其の他特に功勞顯著なる者に對しては年限に拘らす位勳を敍し又吏員及官吏の在職年數を通算して之か年限を定むる等其の他市町村吏員優遇の途を講せられむことを望む

右建議す

〔荒川五郞君登壇〕

〔拍手起る〕

○荒川五郞君　諸君、市町村吏員優遇に關する建議提案の理由は今多く辯明しませぬでも、既に本案建議理由書に於て大要記載して置きました事でもあり賢明なる滿堂諸君の夙に御諒承下さる事と信じますから、唯々爰に其必要と考ふる所を申述べまする、諸君、國の政治でも地方の自治でも、將た諸般民業でも、凡そ天下國家の事何事業でも、其事業の進步發達如何は全く之に携はる其人の誠意と技倆如何に存しまするので、所謂事業の蔭には人あり、實に事業の稱すべき成功には、必ず其裏に獻身的に誠意熱心に努力する人があり、其爲に成功を擧げて居るのであります、其人を得る事が實に大切の事である、其事業を自己の天職と致し獻身的に終身の努力を以て誠意に熱心に從事する人でなくてはなりませぬ、故に上に立つ人は適材を得て適所に置く事を努め、又各自自分としては、何れも適所を得て己の適材を發揮する事を心掛けなければならぬ斯くして幸に適所を得て、長く身を其事業に委ね、黽勉努力して其成績を擧げるやうにしたいものでありまするが、併し假令適材適所を得ても、長き年月を積まなければ到底十分の事功を擧ぐる事を得ないのは勿論でありませう、諸君、市町村長等は定期改選の制度になつて居りますが、是は改選して其人を變更すると云ふ趣意ではありませぬ、例へば衆議院議員の如きにしても、四箇年毎に改選がある許りではない、又時々解散もありまして、僅少の年月に選擧が屢々ありまするけれども、幸に再選せらるゝ人、引續き引續き再選せらるゝ人がありますから、爲に今日の議會の發達整頓を見て居るに至つたことは少なくないと思ひます、若し改選毎に其人が全部變つたならば、迚も今日のやうには行くまいと思ひます、此點に於て初期以來、若くは長く引繼き當選せられたる名譽ある諸君の特に敬意を表するので、先年初期以來の當選諸氏の祝賀表彰の會も開かれた次第であります、決して改選と云ふ事が、人を代へると云ふ意味を旨としない、永く勤續して其成績を擧ぐることを希望するのである事は申す迄もありませぬ、彼の官吏に對して位階勳等を賜ひ、又年限に應じて年數に依て恩給を加ふるが如き、全く永く勤續せむ事を奬勵するので今日は世間一般に多年の勤續者を表彰する風が行はれつゝあります、是も所謂繼續は力なり其繼續の勤勉が之を奬勵して、其事業の進步發達を圖るに外ならないと思ひます、殊に諸君、市町村長等の如き複雜錯綜せる諸般の法令、慣習、典故等に習熟を要するのみならず、市町村を知り市町村の人民を知り既往を知ると同時に又深く將來も考へ以て其務に服さなければなりませぬから僅々の歲月其職にありては、到底適當に其職務を盡すことは出來ませぬ、其勤續其習熟を要するのは、他の官吏と全く異る所はない、否や市町村は他の官吏のやうに土木とか、兵事とか、徵稅とか云ふやうに專門的、部分的の仕事ではございませぬ、各種百般の事項に亘つて居りまする許りではない、其上人民に直接することは他の官廳の比にござりませぬから、老幼男女賢不肖、悉く皆之を相手と致さなくてはならぬから其執務の困難煩雜なる事は到底同日の論ではありませぬ、從て是が他年の勤續者を得る事は中々容易でないのでご

ざいます、諸君、廣島縣の廢村と申しますれば、第一回に於て內務大臣から表彰せられました、全國屈指の有名の模範村であります、今日地方自治に志ある者は猶々廢村に參つて、實地を視察し研究する者が月々年々非常の多數でございます、爲に前年來此廢村には是等視察する人に應接する爲に、特に吏員を增して居る程であります、が、此村の村長、又助役許りでなく、書記の如きも町村制實施以來ではない、其實施以前からも其職に努めつゝある者が段々あります、是れ微々たる僻在の漁村の此吏員等が、誠實に勤續致し繼續は力となり、其力は大力となり、遂に堂々天下の模範村を成すに至つたのであります名もなき無名繼續の力は斯く有名となつたのでありますから、是れ即ち無名の偉人と云つても差支はないでありませう、市町村に其人を要し、而して其人が長く其職に働くことを要するのは實に多言を要しないことゝ思ひます、而して諸君、市町村の事務はどうであるかと申しまするのに、市町村の事務は戶籍、兵事、衞生、教育、土木、勸業及徵稅等其事務の九分方は、實に國家の事務、府縣の行政であつて純粹に市町村固有の事務は僅に其一部分に止まりまするので其名は市町村自治の吏員と云ふと雖も、其實執る所の實務は殆ど國家の官吏と擇ぶ所はないと申しても宜いのである、でありますから唯々其名が自治の吏員であると云ふが爲に、其實際に對する待遇も與へないと云ふのは、甚だ其當を得ないことではございませぬか、諸君、凡そ位階勳等はもと官吏の勤續を奬勵する爲に設けたものでございませう、併し今日は官吏でなくても、國家の爲に盡した者には位勳を賜つて居るものは尠くありませぬ、例へば兵隊の如きは、是は憲法上帝國臣民の大義務として兵役に服しますので、勿論官吏でも公吏でもないけれども、戰時には彼の軍人專屬の金鵄勳章の外の勳章をも賜はつて居るのであります、又前年來在官の儘民業などに從事する例が行はれて居ります、知事の官を持つて滿鐵の理事になつたり、或は裁判官で支那政府の顧問になつたと云ふやうな者があります是等は唯々特に在官と云ふ特典を與へ、其實我が國家の國務に從事するのではない、是等は勤續恩給等の恩典に便したものと致しますれば、實際官吏にあらざる者に官吏の待遇を與へたものでありませう、其他實業家とか、巨額の金圓を獻納した者なども優遇して、敍勳敍爵せられた例も少くないのであります、況や市町村長等は前にも述べました通り、主として國の行政を執るので、之を官吏と同じく待遇するのは極めて至當な事と信じます、去る明治三十九年三月市町村長行賞に關する建議案が當院に出ました、本員等も其一人でありましたが、是は日露戰役に際して、動員準備に關し、國債募集に關し其他戰時調達軍需品調達等の事から、一般士氣の奬勵、軍人の後援等市町村長等が國家の大事に際して、活動致したことの多大なるを認めて行賞を申立つたのでございまして、當時委員會は滿場一致で可決致しました、本會では緊急動議を以て可決したのであります、茲に一言註して置きますが、其當時市町村長とありましたが、之には助役や其他の吏員並に市町村制を施行しない土地の戶長も含むと云ふので、之を特に委員長から本會に言明したのであります、そこで今本案は此意を以ちまして、之を市町村吏員と總括したのであります、一寸一言註して置きます、而して二十七八年日清戰役の時には官吏と云ふので、三等郵便局長までも行賞せられまして勳章を賜つたのであります、然るに其時市町村長等は唯々木杯を賜つたに止まつて居りましたが、日露戰爭に際しては市町村長助役等は、夫々敍勳となりました、又先年曠古の御大典を擧げさせ給ふに當りましては、市町村長は全國悉く皆な大饗第一日に於て賜はる地方廳の御饗宴に召されたのであります、漸次市町村長等の待遇も進められつゝあるのであります、けれども平時常久の此取扱法に於て、其方法を一定せられないのは、是は市町村長等に其人を得る所以でありませぬ、是は本案を提出致し、他の官吏と同じく位階勳等を賜はるの制度を開き、褒章を有する者、其他特に功勞顯著なる者には、其年限に拘らないで位勳を賜はり、又他の官吏と市町村吏員との勤續年限を通算して、其年限を定むると云ふやうな、それ等の制度を定められたいと思ふのであります、彼の官吏にあらざる兵役――官吏にあらざる兵隊の其年限でも、之を下士官の勤務年限に加へて居る例もありますから、是等の均衡を取り、相當の方法を設けられ、又特に特別の勳章を設けられると云ふのも一法でございませう、尙ほ此敍勳敍位以外に於ても勤續者を奬勵し表彰し、優遇する途を講せられることは實に必要な事と信じます、況や諸君市町村は最下級の自治體で、國家の基礎を成すもので、市町村の發達の如何は直ちに國運の消長、國家の隆替に重大なる關係を有することは申すまでもございませぬから國運の隆昌を圖らんと欲せば、第一に先づ市町村の健全なる發達を圖らなければならぬ、國家の政務財政を整理せんと欲せば先づ市町村の政務財政を整理しなければならぬそれでありますから國家は國家自體の爲に、市町村に其力を盡すを要すべきは勿論の事でございます、且つ今日の有樣は國運の發步發展と共に、此市町村の事務は日一日と加はり、年一年と增しまして、次第々々に繁劇複雜を加へつゝあります、此度豫算に議決せられ、近く行はれんとする國勢調査の如きも、市町村は是が重要なる機關となつて努力を要すべきは明かなことで、此類の新事業新國務は續々として年々に加はり來ることでございますから、旁々一層此處に留意して、市町村に其人を得、其勤續を奬め其事の擧る途を講ぜられむことを切望致すのであります、諸君、凡そ(「簡單」と呼ふ者あり)經世濟民に志ある者は常に注意して怠らず、國民の元氣を策勵し、大國民的氣性を涵養し、興國的氣分を鼓吹することを努めなければならぬ、興國的氣分の滿ち漾ふ處、是れ即ち大國民的氣性を養ひ、之に依りて一般國民の氣運を導いて、大に國家の元氣を高むる所以であります、明治維新の大業も蓋し勤王論に鼓吹せられて、國民上下の間に興國的氣分の漾ふて釀し成し得た結果に外ならないと思ひまする、況や今の時世界の大勢は一層國民をして此氣性を養ひ、興國の氣分を鼓吹し(「分りました」と呼ふ者あり)鋭意努力奮闘する堂々たる大國民性を涵養するに努めなければならぬ、それには各方面に其人を得るの途を講ずることが第一と思ひます、併し諸君、人を得ると人の爲にすると云ふ事とは違ふ、我國の政治の現狀は、國家國民の政治でなくして、或一部分の人の爲に政治するが如き觀がありまする、即ち大學其他の學生が高等試驗に及第し、或は府縣の屬官となり(「簡單に願ひます」と呼ふ者あり)事務の見習をして、少し其樣子が分ると直ちに或は郡長となり、郡長になつて其地方の民情、俗俗習慣(其他の事情にも全く通じない上に、又典例、法規等にも暗き身を以て責任の地位に立つて、郡民の安寧幸福を支配するを以て、往々民情に合せず、郡民非常の不幸を蒙ることもあるのは、寧ろ當然と云つても宜いでありませう、而して其郡治の事に漸く通じ、是から郡治に力を振ひ得ると云ふ時分になると、忽ちそれが轉じて理事官になり、さうして府縣の課長となる、全く無經驗不案內の課長に進むのであります、そこで又漸く事務を覺えて、大體に通ずるに至れば又即ち轉じて、事務の性質も制度も全く變つた警察部長となり、それから內務部長に轉じ知事に昇ると云ふやうに、一郡一課の一部の事務は國家國民の爲ではなく、全く擧げて其人の實地練習の爲に供せられて、恰も其人が奏任官となり、勅任官となる、進級の草紙にせらるゝが如き觀があります(「降壇々々」「簡單々々」と呼ふ者あり)暫く御待なさい(「大にやるべし」と呼ふ者あり)諸君、人の爲に官を設くると云ふことは政治上の罪惡である、況や國家の政務を一種の人の草紙にするが如きは國家の爲に甚だ取らない許りでない、其官吏其人の爲にも不幸不利益が多いと思ふのであります、本人必すや不本意とするに違ひない、何となれば凡そ人には長所短所がある、得手不得手がある、農工又は土木の係として適當な人が必しも警察に適するとは言へない、各々其……

○議長(大岡育造君) 荒川君此問題に關係の事に成るべく止めて貰ひたい。

(「ひや〳〵」と呼ひ拍手する者あり)

○荒川五郎君 承知しました(「大にやり給へ」「書いた物を速記者に渡して降り給へ」と呼ふ者あり)早くします、少し御待ちなさい唯々自分は事業はどうでも宜い榮進すれば宜い、と云ふ事ならば兎も角も苟も吾が力を十分揮はうと思へば何人も之を遺憾とせざるものはあるまいと思ひます(「簡單々々」と呼ふ者あり)でありますから凡そ就職の初は經驗が無いのは已むを得ないとしましても其事に通曉しましたならば終生の努力を以て進む其代り或は多年勤功成績に依ては郡長課長から直ちに內務部長にも知事にも進み得るやうな方法を開いたら宜からうと思ふ、(「簡單々々」と呼ふ者あり)斯う云ふやうにして人の進路を妨ぐる事もなく、其人の適才をも發揮することにするのが、即ち是れ爲政の要義であらうと思ふのであります(「分つた〳〵」と呼ふ者あり)斯く今日は徒らに進級して、さうして之を官吏の勤續年限に加へますけれども、職を更へる以上は、全體嚴格に言へば勤續ではないのである、勤續と言へ

ば（「簡單々々」と呼ふ者あり）其職務に勤續するものである、であるからどうか其職務に勵精し、其職務に成功するやうに、官吏にしても成るべく此一定の地位に永續するやうにありたい事と思ひます、諸君繼續は力である、繼續其物丈でも、旣に大なる働を爲し効果を擧げるのである、況や市町村長等が四年毎に改選に會ふても、尙ほ引續き當選勤續し得ると云ふのは、全く忠誠熱心にして手腕ある人でなくては出來ないことであると思ひます、隨て是等の人を大に表彰し、又奬勵する道を開くことは實に必要な事と思ひます（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）國運の進歩發展を常に心に懸けらるゝ忠誠なる滿堂諸君、諸君の幸に此議を容れられ審議決定ありて、政府をして速に是が方法を實行せしむるに至らむことを切望致します、一寸終りに申して置きますが印刷の誤りで、此建議案の本文に「等を授くる」と云ふことが、無かつた文字が入つて居る、是は印刷の間違で、旣に訂正をば御配り致しましたが特に此の際に申上げて置きます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられむことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ないものと認めます、依て議長指名の九名の委員に付託するに決しました、日程第十、市町村其の他公共團體に煙草元賣捌事務委任に關する建議案を議題と致します、提出者秦豐助君。

第十　市町村其の他公共團體に煙草元賣捌事務委任に關する建議案（秦豐助君外十名提出）

市町村其の他公共團體に煙草元賣捌事務委任に關する建議案

市町村其の他公共團體に煙草元賣捌事務委任に關する建議

政府專賣事業中煙草元賣捌に關する事務は市町村其の他之に準すへき公共團體に委任して之を處理せしめ之か費用として從來の例に依り取扱代金の百分の三乃至百分の五を交付することと爲し本年六月煙草元賣捌人指定更新期に於て之を實行すへし

右建議す

〔秦豐助君登壇〕

〔拍手起る〕

○秦豐助君　本建議案提出の要旨を簡明に申述べます、此案は政府の專賣事業中、煙草は元賣捌に關する所の事務を、市町村其他之に准すべき公共團體に委任致しまして、是が費用と致しまして、從來此元賣捌人に割引歩合として交付致して居ります所の、百分の三乃至百分の五の取扱手數料を交付致しまして、本年の六月恰度期限が滿つるのでありまするからして、此更新期からして之を實行したいと云ふのであります、此專賣法は御承知の如く、三十七年に行はれまして以來、其當時煙草を賣つて居つた者に此元賣捌人を大體に委託したのであります、其後段段にやつて參りまして、今日では即ち法律の示すが如く三箇年、三箇年に之を更新して、期間を定めて居るのである、其實況を見て視まするとと云ふと、此仕事は極めて簡單でありまして、所謂專賣であるからして競爭の憂と云ふものは一つも無い、隨つて資金を要することも少なく、又規定に依りまして國債地方債又は指定せられたる有價證券を提出して置きますれば、其代金と云ふものを、其額に達する迄は延納することが出來ると云ふやうな、非常なる特典があるのである、それでありますからして實際の有樣は各地に於きまして、此元賣捌人の純益と云ふものは少ない所でも數千圓、多きは數萬圓に達して居ると云ふ實際の狀況であります、是が此煙草の値上があり、又此需要が段々に增加致しまするに付きましては、旣に一億萬圓以上にも製造煙草の賣上高がなつて居ると云ふ有樣でありますからして、此收益が段々增加すると云ふことは是は疑ないことであります、所が一面に市町村の狀況を見ますると、申す迄もなく財政上に於て此負擔の輕減を要すると云ふやうな問題が起つて居るやうな場合であるのみならず、此市町村の將來に於きまして、又仕事を爲すのに財源が無くて困つて居ると云ふやうな實況であります、是は私が詳しく申上げませぬでも諸君も御承知の事である、それでありますが此煙草專賣業と云ふものは、元來申しますると、即ち政府が自ら爲すべき所の仕事である、煙草專賣法に於ても規定してある通り、此販賣と云ふものは政府が自らするのが本體であります、それ故に此政府の爲すべき仕事を町村制又市制の明文に依りまして、法律又は勅令に於て市町村に屬する事項を扱ふと云ふ規定がありますから、此政府自ら爲すべき事務を市町村公共團體に又委任すると云ふことは、法律上に於て何等差支ないのであります、又此事業の市町村に於てやる場合に、營利事業であると云ふ風な非難をする人もありますけれども、今申した通りの譯であつて國の爲すべき所の專賣事業の一部分、即ち賣捌丈の事務を市町村にやらせると云ふことであれば、是は營利事業とか何とか云ふ名稱を下すべきものでない、是は殆ど議論する必要はないと私は思ふのである、又現在の有樣を見ますると、元賣捌と云ふものがやつて居りますのが、元賣捌の自分の營業所迄必ずしも之を運搬して、それから各地方に之を所謂出賣制度——出賣して居るのでない、販賣所から致しまして鐵道或は其他交通の便宜に依つては、直ちに之を小賣商の方へ送つて居る、即ち運送業者に委託すれば——命令すれば直ぐに出來ると云ふ實際の狀況になつて居るのであります、それ故に此仕事は競爭もなく又資金を要せず、極めて簡單、其品物は腐る氣遣ひがない、又惡くなれば換へてやると云ふ規定があるのでありますから、是は市町村でやるのに最も適當して居ることであらうと思ふ、又今申した通り法律上から申しましても、何等差支ないことになつて居るのであります、而して此取扱代金百分の三乃至百分の五を交付することは、前申しました通り政府が現に割引歩合として交付して居るのと、少しも違はないのでありますから、之を交付することは政府に於て何等損害がない、又市町村に於きましても、今日地租其他の國稅を徵收して居る、此地租以外の國稅徵收に對しましては、即ち百分の四の交付金を政府から市町村に渡して居るのである、丁度此割合が稍稍相似て居るのであります、相當であらうと私は信ずるのである、此市町村に對しましては、法律勅令に依りまして一例を申しますれば、敎育事務の如き小學校令——勅令に依つて非常なる負擔をして居るのである、又衞生事務であるとか汚物掃除であるとか、或は傳染病豫防であるとか、是等の市町村の負擔と云ふものは隨分多い、又軍事其他戶籍の事務、夫等の事に付きましても、國からして市町村に之を擔任せしめて居る所の事務は澤山ある、又將來もするでありませう、併ながら是等は皆市町村の負擔を重くせしむる所の仕事である、是も亦已むを得ないのでありますが、斯う云ふ風に市町村の負擔を重くせしむる所の仕事は、段々殖えて行くが、少しでも——少しではない其仕事は私の考へるのでは、全國の市町村に對して尠くも一箇年三百萬圓の實收入を與へることが出來ると私は信ずるのであるが、此收入を得られるやうな途があるのに、斯う云ふ風な國の事務と云ふものは、委任をせずして負擔の重なるもの丈委任をすると云ふのは、甚だ私は不公平であらうと思ふ、是は其點から申しましても、市町村即ち國家の基礎を固くする所の市町村の財源にも一つなるのでありますから、是非とも是れは實行せられんことを希望する次第であります、而して此指定更新期が丁度本年の六月三十日——大正四年即ち三年前から今日に至りまして、六月三十日で切れるのである、是迄は明治三十七年施行以來元賣捌になつて居る者が大部分を占めて居る、今日では夫等の者でも十數年利益を占めて居るのでありますから、今日是が期限が切れまして、市町村に委任されることになりましても、事實上に於て是等のものに補償を與へると云ふ必要が起らないのである、法律上に於ては右申しました通り、期限が來たのでありますから何等問題は起らない、補償の問題は起らぬと思ふ又大正四年に新に指定せられたものも、是は三年間に相當の收入を得て居るのである、利益を得て居る事であるから、是亦實際上に於て補償の問題は固より起らぬ、法律上に於て何等起らぬのである、さう云ふ譯であります、而して一面には此事柄が非常に簡單にして資金を要せず、利益の多い爲に、此更新期に於て幾多の弊害の起ることを虞れるのである、之が市町村に委任せられましたならば、是等の弊害は些つとも起らない、殊に私は此弊害に付きましては——此煙草元賣捌人の大正四年は約四百三十九人になつて居る、段々減つて來て居りますが、其四百三十九人の中三百六十人程は、此專賣法施行以來今日迄續いてやつて居るのである、其以外の八十何人が近頃になつて變つたのである、此大正四年又其前の四十五年、其時に變つたのであるが、殊に大正四年に變つた時、又繼續を許可せられたものに付きましても、是が大隈內閣に於て選擧干涉に之を濫用したと云ふことは、明かなる事實であると私は思ふ、是は洵に憂ふべき弊害の最も大なるものであります、斯の如き弊害を將來に於て防ぐと云ふことは、之を市町村に委任致しまして、さうして市町村に收入せ

しめ、又一面には此事務が敏活周到になり、此專賣事業と云ふものが十分な効果を奏すると云ふことを私は希望するので此案を提出した所以であります、どうか諸君に於て御賛同あらんことを希望致します

（拍手起る）

○隅田豐吉君　議長。

○議長（大岡育造君）　何ですか。

○隅田豐吉君　一寸提案者に簡單な質問を致します御許を願ひます——頗る簡單に提案者に質問致したいと思ひます、當席から申述べることを御許を願ひます、本建議案の趣旨は吾々も雙手を擧げて賛成する次第でありますが、本員等の承知する所に依りますると、現在に於て政府が煙草元賣捌人に交付しつゝある手數料は、最低が千分の十五であつてそれから漸次千分の五宛上げて六階級になつて、千分の四十と云ふことになつて居るやうに承知致して居るのでありまする、而して今提案者の御説明に依りまする と、百分の三即ち千分の三十乃至百分の五即ち千分の五十と云ふことになつて居ります、尚ほ本日日程第十五に載つて居りまする所の是と殆ど同じき建議案、即ち國民黨より提案されて居る建議案の中でも同樣に其交付金額は百分の三乃至五となつて居りますが、此建議案の提案者は、是等煙草元賣捌を市町村若くば公共團體に委任すると同時に、是等の交付金額、即ち手數料を引上げるの意思でありますか、どうか、其點を御尋致します。

○秦豐助君　御答を致します、其事は私は專賣局に付て問合して回答を得たのであります。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、特に十八名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、依て本案は議長指名十八名の委員に付託するに決します日程第十一帝國美術館建設に關する建議案を議題と致します、提出者鵜澤總明君。

第十一　帝國美術館建設に關する建議案（法學博士鵜澤總明君外四名提出）

帝國美術館建設に關する建議案

帝國美術館建設に關する建議

美術の向上開發と美育の普及とを圖るは目下の急務なり政府は速に帝國美術館を建設し以て此の目的を達せむことを望む

右建議す

〔法學博士鵜澤總明君登壇〕

〔拍手起る〕

○法學博士鵜澤總明君　諸君、此國家の經營に成る美術館の如きものは、吾々の提案を俟たずして政府が今日の場合に於て、直ちに之を實行すべきものであると考へるのであります、凡そ此度のやうに破壞の事業の進んで居りまする場合に於ては、同時に建設若くは保存の事業が進まんければならぬのであります、奈破翁第一世は歐羅巴の凱旋を卒へて歸りました時に、直ちに六つ若くは七つかの美術館を造つたと云ふことであります、從つて非常に美術館の建設の如きものは、悠長のやうな事柄でございますけれども、甚だ緊切な事柄であらうと思ふのであります、若しも美は何處に在りや、美とは何ぞやと斯う云ふやうな心理學上の問題でございまするならば、是れは極て氣の長い解決を俟たんければならぬのでございますけれども、今日東洋の美術國と致しまして、世界に隱れなき我國に於て、古代の美術或は近代に亙る所の、幾多の美術を陳列致しまする所の帝國美術館と云ふやうなものゝ今日無いと云ふ事柄は、甚だ我國の文明の爲めに遺憾であると申さんければならぬと思ふのであります、そこで歐羅巴諸國のことは私などは一向存じませぬが、苟も此の美術と云ふものを以て非常に之を重大と視て居る、或は此美術に依りまして、單に代表的にあらずして一種の擬寫的教育を施し、即ち知らず識らずの間に國民の高尚なる氣分を養ふと云ふやうな、此意味に於ても非常に此美術館を必要とすると云ふやうに承はつて居るのであります、で今日は我國の古代美術の如きものは澤山あるさうでございますけれども、併し之を保存をし、之を多勢の者に展覽せしむるに足る所の、即ち此美術を入れて大勢の觀覽に供せしむる場所の無い爲めに、美術は寧ろ此涙を瀝ぼして泣いて居ると云ふやうな狀況になつて居ると云ふ話であります、彫刻家が其槌を以て、大理石の中に隱れて居る獅子を躍り出させやうと思ひましても、茲に之を收める場所が無い爲めに、徒らに豹の荒れ廻はるやうな狀態になつても困ると云ふやうなことであります、或は又畫伯が繪絹の裏に潛んで居る山水であるとか、或は人物であると云ふやうなものを、今日吾々の前に躍らしめやうと致しましても、之を容るる所の美術館がない爲に、却つて手を控えて居ると云ふやうな狀態になつて居ると云ふことを承はつて居ります、斯樣な次第でございまして、今日私共は先づ美術其ものゝ爲にも或は美術の教育の爲にも非常に是は必要なものであると思ひまして、本案を提出致しました次第であります、政府は此趣旨に鑑みまして、一刻も早く此帝國美術館の建設に從事せられむことを望むのであります、尚ほ提出者の意見と致しましてはどの位の大さのものであつて、どの位の經費のものであるかと云ふやうなことに就きましては多少考へて居りますけれども、是は委員會で申上げたいと思ひますので是丈で壇を降りたいと思ふのであります。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられむことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ないと認めます、依て議長指名九名の委員に付託することに決します、日程第十二、成田鐵道買收に關する建議案を議題と致します、提出者鵜澤宇八君。

第十二　成田鐵道買收に關する建議案（鵜澤宇八君外一名提出）

成田鐵道買收に關する建議案

成田鐵道買收に關する建議

國有鐵道總武線佐倉より成田を經て千葉縣下佐原に至り及國有鐵道常磐線我孫子より同縣下成田に至る私設成田鐵道を速に買收して以て鐵道國有主義の完成に資すへし

右建議す

〔鵜澤宇八君登壇〕

〔拍手起る〕

○鵜澤宇八君　唯今議題となつて居りまする所の成田鐵道に關する買收案の其趣旨を簡單に一言申上げます、成田鐵道は國有線の常磐線我孫子驛から成田を經まして、佐原に至ります、又一方成田より總武線佐倉驛に至りまする所の四十五哩の成田を中心としまする所の私設鐵道でございまする、御承知の通り成田には名刹新勝寺に不動明王が安置してありまするが爲に、全國の善男善女の歸依頗る厚くありまして、日々參詣を致しまする者が少くとも三千人、多い時には殆ど二萬人にも上るのでございます、で此澤山の乘降を致しまする所の成田鐵道は、讃岐の琴平神社と共に東西の大關と併稱されるのでありまする、千葉縣には元と三つ私設鐵道がございました、曰く總武線、曰く房總線、曰く成田線是でございまする、政府は明治三十九年に鐵道國有案を議會に提出されました時分に於きまして、此三つの鐵道は共に買收案として出たのでございまする、併ながら當時の貴族院の穩健なる說は、此澤山の鐵道を一時に買收しまするることは、公債の汎濫を虞れまして、財界の變調を來すことを大に懸念されたのでございます、氣遣ひされたのでございますで政府はそれ等の意見に基きまして、此三つの鐵道の中總武線房總線の二つは買收致しましたのでございますけれども成田線は獨り殘されまして、私設に委されてあつたのであります、諸君、併ながら此成田鐵道は國有線と國有線との中間に介在して居りまする所の鐵道でございまする故に、房總半島の鐵道網の胴腹を爲して居るものでありますから、自然此總武線及房總線との需要に係りまする所の石炭、枕木等の遠く東北地方より來る所のもの、又房總沿岸九十九里の濱銚子近海に於きまして、漁獲を致しまする所の鮮魚、魚肥等の東北に送りまする所のものは、勢ひ此成田線を經由するのでございまする、而して千葉縣下に於きまして、唯一の米產地として居りまする所の佐原米、香取米、佐原地方に於きまして釀造致しまする醬油や味淋、其他茨城縣の行方郡、稻敷郡、鹿島郡等の米穀や其他產物は、霞ヶ浦若くは利根川等の水運に依りまして多く佐原に出ますのでございます更に此成田線に依りまして、或は常磐線に移り、或は總武線に依りまして中央に出ると云ふやうなことでございます、產業發展上から考へましても、物價調節上より論じましても、此運輸の敏活を圖りますと云ふことの最も喫緊なことであります、今日其私設と國有との錯綜して居りますことは、其連絡上缺くる所が甚だ多いので遺憾とする所であります、是等の意味に於きまして——是等の見地に於きまして明治四十三年十二月中に於きまして、千葉縣の縣會は滿場一致の決議を以ちまして、成田鐵道を政府に買收せられむことを、時の平田內務大臣に建議したことがございます、況や千葉縣に於きましては、各種の兵營がございます、數萬の兵員が常に駐箚して

居るのでございます、一朝有事の日に於きましては是等の動員が急を要することの最も切なるを感ずるのであります、政府は鐵道國有と同一の主義に於きまして、速に成田鐵道を買收して、輸送機關の徹底的に完全を期せられむことを切に私は希望するのであります、希くは諸君の御同意あらむことを希望するのであります。

○岩崎勳君　本案は磯部鐵之吉君外二名提出の中越鐵道買收に關する建議案の委員に、併せて付託せられむことを希望致します。

〔「贊成々々」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ないと認めます、仍て岩崎君動議の如く決しました、日程第十三、金名鐵道敷設に關する建議案を議題と致します、提出者戸水寬人君。

〔拍手起る〕

第十三　金名鐵道敷設に關する建議案（中橋德五郎君外五名提出）

金名鐵道敷設に關する建議案

金名鐵道敷設に關する建議

南日本と北日本とを連絡せしむるには名古屋より飛驒國高山、落合及富山縣礪波郡を經て金澤に至る鐵道の敷設を必要と認む故に政府は速に之を實行せられむことを望む

右建議す

〔法學博士戸水寬人君登壇〕

○法學博士戸水寬人君　金名鐵道敷設に關する建議案、之に付說明を申上げます、茲に所謂金名鐵道と云ふのは、名古屋と金澤との間の鐵道でございます建議案の內容を申しますと、名古屋から岐阜縣の太田、飛驒の高山、落合、それから越中の礪波郡を經て金澤迄鐵道を敷設したら宜からうと云ふ案でございまして、名古屋から落合迄は既に鐵道が敷設することに定つて居るのである、落合から北に方つて富山がございますが、此富山町迄鐵道を敷設することになつて居るのでございます、唯今の建議案は其落合から、更に分岐致しまして越中の福野又は福光と云ふやうな場所を通じて、金澤迄鐵道を拵へたら宜しからうと云ふのでございます、此鐵道を敷設致しますると、南日本と北日本の間に在る所の金澤、高岡の如き市街地、及び伏木港七尾灣の如き處と連絡するのでございまして、商業上及軍事上非常に便宜と考へまして、此建議案を提出した次第でございます、どうぞ滿場諸君の御同意を得たいと思ひます

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられむことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ本案は議長指名九名の委員に付託することに決しました――日程第十四、松本鐵道建設に關する建議案、提出者高島順作君。

第十四　松本鐵道建設に關する建議案（高島順作君外八名提出）

松本鐵道建設に關する建議案

松本鐵道建設に關する建議

北陸線新潟縣下糸魚川より中央線長野縣下松本に至る鐵道は、中央北陸兩線連絡の捷路線たり故に本線を敷設せは軍事上は勿論經濟上に於ても海陸物產の連鎖として最有利有益なるへきは疑を容れす而して其の沿道一帶に亘り無限の大森林を有し有名なる日本「アルプス」を包容し且小谷溫泉を始め數箇所に鑛泉場を有し常に浴客の頻繁なるものあり殊に蓮華鑛山、小瀧炭山等に於て著大の鑛物を開發し生產事業の發展に資するは目下の急務たり依て政府は速に該鐵道敷設の計畫を立て以て沿道地方無限の富源を開發し國家經濟の發達を圖られむことを望む

右建議す

〔高島順作君登壇〕

〔拍手起る〕

○高島順作君　諸君、本員は提出者として松本鐵道建設に關する建議案に付て說明を致し、御贊成を得たいと思ふのでございます、本案は各派の御贊成を得て提出した案でございますから、極めて簡單に申上げたいと思ひます、本線は新潟縣糸魚川町より長野縣松本市に通ずる線路であります、總哩數を申上げますれば六十三哩九分あるのでございまするが、大町間二十哩八分は既に私設鐵道會社に於いて敷設しまして、今日營業致して居るのでございます、殘る處は四十三哩一分、是れさへ付ければ此鐵道は中央北陸兩線に連絡するのであります、而して本線は軍事上極めて必要なるものであることは申す迄もないことであります、又此通過地點には蓮華鑛山、小瀧炭山、其他鑛物が澤山有るのでございます、又信越兩國に跨る日本「アルプス」の小谷山林には無限の大森林が有るのでございまして、之を開發して殖產興業の發展に資するには、國家としても此鐵道が必要であると信ずるのであります、更に本線を敷設しなければならぬと云ふ理由を、一言御參考に申上げて置きたいと思ひますのは、御承知の通り信越線でありますが、信越線は帝國重要なる幹線であります、即ち帝國の首都より北陸道に通ずる唯一の機關であります、故に乘客、貨物は常に充滿して居りまするが、只が碓氷或は直江津、長野間の爲に輸送が非常に輻輳して居るのであります、此機關の不足を補ふ爲に、本鐵道を補助線として付けなければならぬと云ふ一の理由であります、故に本線を裏日本より表日本に通ずる鐵道、中間中央線橫斷線の一部として敷設しなければならぬと思ふのであります、幸に本鐵道が出來ますれば、其距離に於て糸魚川松本間百十一哩に對し、約五十哩を減縮すると同時に、地方產業の發展を促進し、無限の富源を開發し、交通運輸の利便を增加し、一面信越複線の代用ともなるのでありまして、寔に一擧兩得の線路と信じて居ります、政府に於きましては本鐵道の計畫を立てられまして、速に工事に著手せられむことを望む、本案は二十六議會以來屢々本議會に現はれて、何時も御同情に依り可決して居る案であります、本建議案は愼重審議の上何卒御贊成下されて、速に可決あらんことを希望致します。

○岩崎勳君　本案は議長指名の九名の委員に付託せられむことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の御動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議ないと認めます、本案は議長指名九名の委員に付託することに決しました――日程第十五、市町村に煙草元賣捌事務委任に關する建議案、提出者前川虎造君。

第十五　市町村に煙草元賣捌事務委任に關する建議案（前川虎造君外一名提出）

市町村に煙草元賣捌事務委任に關する建議案

市町村に煙草元賣捌事務委任に關する建議

政府專賣事業中煙草元賣捌に關する事務は市町村に委任して之を處理せしめ其の費用として從來の例に依り取扱代金の百分の三乃至百分の五を交付することと爲し本年六月煙草元賣捌人指定更新期より之を實行すへし

右建議す

〔前川虎造君登壇〕

〔拍手起る〕

○前川虎造君　本案は曩に秦豐助君外十名の諸君より提出されたる案と、同一の內容を有して居るのであります、故に私は別段此席には說明の必要がないと思ふのでありますが、唯々一箇條秦君等の御提出になつた案には、市町村其他公共團體とあるのであります、私共の提出したのには公共團體が無いのであります、併ながら是は法律案でありませぬが故に、若し同一の委員にでも付託されました場合には、十分一致點を見出して、唯々政府に相當の案を具して速に斯う云ふ方法に致して貰ひたいと云ふことは、一致出來ることゝ深く信じて居ります、故にどうか秦君の案、及び私共の提出した案と共に、諸君の御採擇あらんことを希望して置きます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は曩に委員付託となつた秦豐助君外十名提出、市町村其他公共團體に煙草元賣捌事務委員に關する建議案と同一委員に併せて付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ないと認めます、即ち本案は、日程第十を付託したる委員に併せて付託することに決しました、日程第十六、名古屋太田間鐵道速成に關する建議案を議題と致します、委員長三輪市太郎君。

第十六　名古屋太田間鐵道速成に關する建議案（三輪市太郎君外六名提出）（委員長報告）

〔三輪市太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○三輪市太郎君　本案は諸君御承知の通り、建議案の說明を致した當時にも、政府より必要のないかの如き答辯をされました、其問題でございまするからして、實は諸君の御迷惑と思つて餘り多くを述べようもないとは思ひまするが、如何にも是がどうも御

土産案の如く誤解されるのは甚だ遺憾と思ひますからして、少しく御清聽を願ひます、本案の委員會に於ける經過並結果の大要を申します、先づ質問應答の要旨は、此線路に付ては陸海軍の意見を確められたるものであるかと云ふの、政府委員に對しての問を發したのであります、之に對して政府委員は曰く飛驒の縱貫線を審議する場合に、陸軍よりも出席致して居られて、別段岐阜の起點で差支ない如くで、此本線に何等の意見を言はれなかつたからして、此線路は必要でないものと思ふと云ふが如き答辯でございました、それから急行列車は、飛驒縱貫線が貫通した曉には、岐阜を起點とする上に於ては岐阜にも此東海道線の急行列車に接續し得るや否やと云ふの問を發したのでございます、然るに此點に於ては一向調が出來て居ないと云ふの御答辯、それから飛驒縱貫、延いては富山に達する此工事費なるものが約二千萬圓以上にも上るのであるが、名古屋を起點として之に太田までの接續線、僅か二十數哩を敷設を致しましたならば、此材料費の上に於ても、運搬費を減少する事は莫大なる如く思ふが、政府は之に對しては如何なる考であるか、此問に對しても餘り大差はない積りであるがと云ふか如くで、是又十分なる調査が行屆いて居らぬのでございます、其他質問もありましたが、餘り多くは述べませぬ、そこで討論に入りまして、此線路は本會議に於て可決すべきものと云ふの意見の趣旨と致しましては、元來此飛驒縱貫線なるものは、諸君御承知の如く、先年決議になつて居る所の即ち豫定線である、政府は唯々豫定線に重きを置いたるのみで、名古屋を起點として太田まで之を接續すると云ふことには一向調が行屆いて居らぬのである、加之飛驒縱貫線なるものは東海道線と北陸線との何れにも連絡は出來得ると雖も、是は同時に日本海と太平洋との連絡と云ふものは、全く哩の上に於て二十數哩の延長になるのみならず、迂廻して行くのであつて、茲に名古屋を起點として太田に達すると致したならば、名古屋港よりして日本海へ一直線に達するのでありまして、而も此飛驒縱貫線、即ち岐阜を起點とする所の線路よりは、哩の上に於て二十數哩を減ずるのでございまして、即ち二十數哩の此線路を敷設する爲に、一方に於ては二十數哩を減ずると云ふことになるのである加之工費の上に於てどうであるかと云へば、誠に此太田より名古屋に達するまでの間は木曾川の上流ありと雖も、此幅員に僅に百間内外でありまして、而も木曾は岩石の上に橋脚を設ければ一向に工費は要しない、其以南には僅に隧道が一箇所あるのみで、それより名古屋に達する間と云ふものは平坦の地であつて、工事の難易と云ふものは恐らく全國中に於て斯る樂な工事は無いのでございます、然るに政府に於きましては此不調査の明かに認むべき理由と致しましては、名古屋に達する場合に高架線を設けなければいくまいとか、或は木曾川なるものは大河川の如く、如何にも末流に於ては大河川である、其邊の實地は餘り御承知ないかの如くである、是に於て委員の意見と致しましては、政府が如何にも必要なりと自ら認めれば自ら提案するのである、政府としては全く必要のありや否やに立入らずに、苟も本會に於て屢々建議が通過を致して居る此本問題を蔑視致して、一向十分な調査をしなかつたと云ふことは是は亦明かなる事實である、仍て委員會に於きましては政府が如何なる意見を唱へらるゝと雖も、軍事上に於ては名古屋に三師團あり、同じく愛知縣には十五師團あり、而して築港は名古屋港あり、四日市港あり、又終點の富山若くは先刻戸水寬人君が茲に説明されたる所の、即ち金名線も之に連絡するのであつて、是亦金澤の九師團あり、及び沿道の此飛驒の山中、即ち帝室林野管理局の此材木等は何れも名古屋に集散するのである、加之沿道に於て今後鑛區の採掘せらるゝものありと雖も、又今日迄の取引と雖も、總て名古屋に集散すると云ふことは明かな問題である、然るに政府が之に反對の意を表明されたと云ふのは、本意は或は其所に無いのであらう、政府が斯る態度に出でたのは、或議員が此案を贊成する意思であつたのか、或は巧妙に破壞に出でたのか本案に關係無き問題に迄立入つて述べたから、其挑戰に應じて斯の如き態度に出でたのであらうと思ふ何れに致しましても政府の答辯に重きを置くの必要は無いどうしても是は政府をして反省を爲さしめなければならぬ、而も此線路は飛驒縱貫線を敷設する前に、矢張此飛驒縱貫線に要する所の材料の運搬に便益ならしめたならば、此飛驒縱貫線を併せて富山に達する所の此工事金は二千萬圓に上るのである、此の運搬上に便利を受け、假りに二十分一の運搬費を減ずると云ふことにすると、茲に吾々は百二十萬圓乃至百五十萬圓の利益を得るのである、本線の經費なるものは全く二十數哩であつて恐らく二百五十萬圓位で三百萬圓は決して超えないのである、して見ると其一方の飛驒縱貫線に依て得る所の、即ち工費を減少する所の金額で約半哩程の工事が施せると云ふの結果になるのでありまして、何れの方面より見るも是非急施を要する問題と委員會は認めて、全會一致を以て可決致しました次第でございます、どうか御贊成を願ひます（拍手起る）

「贊成々々」と呼ぶ者あり

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、可決せられむことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　委員長の報告に御異議はありませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（大岡育造君）　御異議なければ本建議案採用可決することに決しました（拍手起る）日程第十七愛媛縣今治港開港に關する建議案を議題に供します委員長古谷久綱君。

第十七　愛媛縣今治港開港に關する建議案（河上哲太君外四名提出）（委員長報告）

「古谷久綱君登壇」

「拍手起る」

○古谷久綱君　本案の委員會は先づ提出者より詳細且つ熱心なる説明を聽きまして、本建議案提出は頗る有力なる理由のあることを認めました、念の爲に政府の意見を確めました所が、政府の方では、今治が年々産出をして居る約一千萬圓内外の綿織物の中相當の價格は朝鮮支那及南洋の方へ移出又は輸出せられて居ると云ふことを認めて居る、故に本案に政府は決して反對は致さぬ、致さぬが今治は尚ほ港灣不完全であるから、之を修築する必要もあるし、又資本其他商取引の關係上、直ちに今治を開いて、此處から諸外國に此綿織物か直ぐ輸出せらるゝかどうかと云ふ事も、尚ほ多少攻究をして見なければならぬ必要がある、斯う云ふことでありました、そこで委員會に於きましては、此建議案は寔に時宜に適切であると認めました、併ながら唯々其文句の上に於きまして「愛媛縣越智郡今治港を特別輸出港に指定せられむことを望む」と書いてありますが、物品を限り且つ輸出丈を致しまする所の特別輸出港と云ふよりも、今日は各地のが皆悉く輸出入共に出來る開港所になつて居りますから「今治港を開港として指定せられむことを望む」と改めた方が宜からう、斯く修正すべきものと決定致しました、此段御報告を致します（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り可決せられむことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　本案は委員長報告に御異議はありませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（大岡育造君）　御異議なければ本案は委員長報告通り可決致しました、日程第十八、新見三次間鐵道建設に關する建議案を議題と致します、委員長望月圭介君。

第十八　新見三次間鐵道建設に關する建議案（湯淺凡平君外一名提出）（委員長報告）

○望月圭介君　極く簡單にして明瞭なる案でございますから、自席より御報告致します。

「登壇々々」と呼ぶ者あり

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○望月圭介君　本案は湯淺凡平君の提案でありまして、山陰線と山陽線との間に於ける所の一線を、廣島縣の三次より岡山縣の新見に至る鐵道の敷設をしたいと云ふ案であります、提出者の詳しき説明を聽き、政府に對して質問を爲し、之に對する應答もありました、委員會は古川代議士の動議に依て滿場一致を以て可決致しました、又政府の意見としては、陰陽の連絡豫定線に先つて之を造ると云ふ事に付ては、直ちに贊成をするのことは出來ないと云ふことであつたけれども、大正四年に測量をした案として餘り素氣なく反對は無かつたのであります、付けて申して置きますが、此案に先づ井上角五郎君の紹介に依て、廣島縣神石郡新坂村長岡和藤二、岡山縣新見町長田原藤一郎、是等の者の請願を首めとして、十數件の本案同樣の請願か、請願委員會に於て採擇可決になつて居るのでありますからして、右御報告を致します、併せて賢明なる諸君の御贊成を請ひます。

○岩崎勳君　本案は委員長報告通り可決されんことを希望致します。

「贊成々々」と呼ぶ者あり

○議長(大岡育造君)　委員長報告に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なきを以て、委員長報告の通り可決したることを宣告致します、日程第十九、山田琴平間鐵道建設に關する建議案を議題と致します、委員長白石直治君。

第十九　山田琴平間鐵道建設に關する建議案（白石直治君外十八名提出）

（委員長報告）

○工學博士白石直治君　此報告は前の報告よりも尙ほ一層簡單でありますから、自席より御報告を致したいと思ひます。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君)　許可致します、但高聲に願ひます。

〔「早く願ひます」と呼ふ者あり〕

○工學博士白石直治君　私の出來得る丈高聲にやります、此山田琴平間の鐵道、即ち四國縱貫線と稱するものであります、此委員會は全會一致を以て可決致しました、其理由は先般鐵道敷設法中改正法律案を議するの際、彼の案に修正を加へて本院で議決を致しました、其修正の理由と全く同一のものであります、而して政府委員の出席を請ひ其意見を求めました、政府委員の言明には、四國縱貫線は政府に於ても最も必要と認める、而して其線路の或る部分に付ては尙ほ鄭重なる調査を重ねて、處分をする見込であると斯樣に言明せられました、右經過結果の報告であります、宜しく御賛成を願ひます。

○岩崎勳君　本案は委員長報告通り可決せられんことを希望致します。

○議長(大岡育造君)　委員長の報告に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ本案は、委員長報告通り可決したる事を宣告致します、是より請願の議事に移ります、日程第二十乃至第三十一は請願特別報告なるを以て、例に依り一括議題となし委員長の報告を求めます――委員長代理理事長田桃藏君。

第二十　（特別報告第百二十三號）東郷村に登記所設置の請願

第二十一　（特別報告第百二十四號）元佐倉區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第二十二　（特別報告第百二十五號）元松阪區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第二十三　（特別報告第百二十六號）元水口區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第二十四　（特別報告第百二十七號）古賀村を長崎區裁判所管內に編入の請願（委員長報告）

第二十五　（特別報告第百二十八號）小牛田石卷間の私設輕便鐵道を國有經營と爲すの請願（委員長報告）

第二十六　（特別報告第百二十九號）日立木村に停車場設置の請願（委員長報告）

第二十七　（特別報告第百三十號）平元鐵道速成の請願（委員長報告）

第二十八　（特別報告第百三十一號）羽越海岸線酒田秋田間鐵道速成の請願（委員長報告）

第二十九　（特別報告第百三十三號）池田川之江間鐵道敷設の請願（委員長報告）

第三十　（特別報告第百三十四號）七尾輪島間鐵道速成に關する請願（委員長報告）

第三十一　（特別報告第百三十六號）眞岡線鐵道延長に關する請願（委員長報告）

〔長田桃藏君登壇〕

○長田桃藏君　板東請願委員長の御病氣は案外に御重態で、本日も其職務を執らるゝことが出來ませぬのであります、甚だ遺憾に堪へませぬが已むなく微々たる本員が代つて報告申上ぐる事に致します、日程第二十、特別報告第百二十三號、東郷村に登記所設置の請願、宮崎縣東臼杵郡東郷村長新名馬治外十八名呈出、紹介議員長峰與一君、日程第二十一、特別報告第百二十四號、元佐倉區裁判所復舊の請願、千葉縣印旛郡佐倉町內鏑木町五十一番平民公吏岩淵摠太郎外十四名呈出、紹介議員吉植庄一郎君、日程第二十二、特別報告第百二十五號、元松阪區裁判所復舊の請願、三重縣飯南郡松阪町長大村福五郎外二十二名呈出、紹介議員佃安之丞君外一名、日程第二十三、特別報告第百二十六號、元水口區裁判所復舊の請願、滋賀縣甲賀郡水口町長西田繁造外二十四名呈出、紹介議員望月長夫君、日程第二十四、特別報告第百二十七號、古賀村を長崎區裁判所管內に編入の請願、長崎縣北高來郡古賀村長田口八十治呈出、紹介議員則元由庸君、日程第二十五、特別報告第百二十八號、小牛田石卷間の私設輕便鐵道を國有經營と爲すの請願、宮城縣仙臺商業會議所會頭八木久兵衞呈出、紹介議員岩崎總十郎君外六名、日程第二十六、特別報告第百二十九號、日立木村に停車場設置の請願、福島縣日立木村長伏見忠外二名呈出、紹介議員高岡唯一郎君、日程第二十七、特別報告第百三十號、平元鐵道速成の請願、元山商業會議所會頭龜谷愛介外二名呈出、紹介議員神谷卓男君、日程第二十八、特別報告第百三十一號、羽越海岸線酒田秋田間鐵道速成の請願、酒田商業會議所副會頭村田與治兵衞外一名呈出、紹介議員田中隆三君、日程第二十九、特別報告第百三十三號、池田川之江間鐵道敷設の請願、愛媛縣宇摩郡川之江町一千五百九十一番地ノ一平民公吏一柳藤市外六十九名呈出、紹介議員古谷久綱君外四名、日程第三十、特別報告第百三十四號、七尾輪島間鐵道速成に關する請願、石川縣金澤市長町四番町十九番地士族石川縣會議長辯護士西永公平呈出紹介議員中橋德五郎君外五名、日程第三十一、特別報告第百三十六號、眞岡線鐵道延長に關する請願、栃木縣芳賀郡茂木町大字神井三十八番地平民農町會議員大越勘之助外五十名呈出、紹介議員横田千之助君外一名、以上十二件が議題になつて居るのであります、此十二件は各々請願委員會に於て愼重に審議を致し、各々理由あるものと認めて、之を採擇することに決しました、其件の請願の內容及採擇の理由は、請願文書表及委員會の會議錄に就て御承知を願ふことにして此所に說明することを略します。

特別報告第百二十三號

意見書

請願文書表第七七八號

東郷村に登記所設置の請願　宮崎縣東臼杵郡東郷村長新名馬治外十八名呈出（紹介議員長峰與一君）

右請願の要旨は宮崎縣東臼杵郡東郷村は郡の南部山間に介在せる僻地にして多數の部落より成り地域廣濶にして東西十里南北七里餘面積十二方里人口六千七百餘を有するも所轄登記所を距ること遠きは十里に達し通例一事件に三日を要し書類等に不備あらむか四五日を徒費すること敢て稀ならす而も同村に於ける既往三箇年平均登記取扱件數は千七百七十三件此の登錄稅千百二十二圓を算するを以て東郷村に登記所を設立するも之か維持に何等の支障なきのみならす願意採擇の場合には敷地建物等を提供すへきを以て前記東郷村に登記所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第百二十四號

意見書

請願文書表第七一一號

元佐倉區裁判所復舊の請願　千葉縣印旛郡佐倉町內鏑木町五十一番地平民公吏岩淵摠太郎外十四名呈出（紹介議員吉植庄一郎君）

右請願の要旨は千葉縣下元佐倉區裁判所は大正二年廢止せられたるも舊管轄地たりし印旛郡より所轄千葉區裁判所に至るには七里乃至十一里の距離あるのみならす印旛沼に橫斷せられ交通の不便甚し且該區裁判所の取扱件數は他の區裁判所に比するに遙に多く爲に郡民の不利不便大なり依て元佐倉區裁判所を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第百二十五號

意見書

請願文書表第七六七號

元松阪區裁判所復舊の請願　三重縣飯南郡松阪町長大村福五郎外二十二名呈出（紹介議員佃安之丞君外一名）

右請願の要旨は三重縣下元松阪區裁判所は往年行

政整理の際廢止せられ其の舊管轄地は安濃津區裁判所の管轄に移されたるも由來松阪町は三重縣下六大市街の一に屬し南勢に於ける樞要の地にして縣下區裁判所中事件の多數を占む然るに客年其の實狀を同うする大垣區裁判所を始め復舊せられたるもの尠からさるに獨り元松阪區裁判所の其の選に漏れたるは舊管轄民の甚た遺憾とする所なり依て速に同區裁判所を復舊せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百二十六號

意見書

請願文書表第八四五號

元水口區裁判所復舊の請願　滋賀縣甲賀郡水口町長西田繁造外二十四名呈出（紹介議員望月長夫君）

右請願の要旨は滋賀縣下元水口區裁判所は大正二年行政整理の際廢止せられ大津區裁判所の管轄に移されたり然れとも元水口區裁判所の管轄地たりし甲賀郡は縣の東南に偏在し其の一端は三重縣及奈良縣に接し東西十里南北七里餘にして山嶽重疊の間に人家介在せるを以て外部との交通甚た不便なり依て地勢上之に隣接し且近江鐵道（水口驛）に依り交通の便ある蒲生郡の東部を其の管轄區域に編入し以て元水口區裁判所を復舊せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百二十七號

意見書

請願文書表第五二三號

古賀村を長崎區裁判所管内に編入の請願　長崎縣北高來郡古賀村長田口八十治呈出（紹介議員則元由庸君）

右請願の要旨は長崎縣北高來郡古賀村は現今其の登記事務に關しては大村區裁判所田結出張所の管轄に屬するも其の不便甚しきを以て前記古賀村を長崎區裁判所の管轄に移されたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百二十八號

意見書

請願文書表第六七五號

小牛田石卷間の私設輕便鐵道を國有經營と爲すの請願　宮城縣仙臺商業會議所會頭八木久兵衞呈出（紹介議員岩崎總十郎君外六名）

右請願の要旨は宮城縣下小牛田驛より石卷港に通する私設輕便鐵道を買收し大正七年度より國有經營に改められたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百二十九號

意見書

請願文書表第七五七號

日立木村に停車場設置の請願　福島縣相馬郡日立木村長伏見忠外二名呈出（紹介議員高屋唯一郎君）

右請願の要旨は福島縣相馬郡内常磐線中村驛鹿島驛間は七哩八分の長距離を有し其の間に介在せる日立木村は產業の發展著しきのみならす附近村落物貨集散の中心地たり然るに旅客物資の交通運輸上停車場を有せさるは遺憾とする所なり依て前記中村鹿島兩驛間日立木村地內に停車場を設置せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百三十號

意見書

請願文書表第七八二號

平元鐵道速成の請願　元山商業會議所會頭鎭谷愛介外二名呈出（紹介議員神谷卓男君）

右請願の要旨は我か大陸經營上中部日本と滿洲との間に最捷徑路を得るには日本海橫斷航路の開始と共に平元鐵道の敷設より急なるはなし而して平元線百四十哩は滿洲元山方面の連絡上之を羅山迂回の線に比すれは實に百六十五哩一を短縮し得るのみならす產業開發上及商取引上は固より朝鮮半島一般人文啓發の點より見るも頗る緊要なる線路に屬す而も本線の敷設は既に多年の懸案にして衆議院は曩に之に關する請願を採擇せられたり依て速に平元鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百三十一號

意見書

請願文書表第八〇八號

羽越海岸線酒田秋田間鐵道速成の請願　酒田商業會議所副會頭村田與治兵衞外一名呈出（紹介議員田中隆三君外七名）

右請願の要旨は羽越海岸線鐵道は北陸及關西地方と連絡し日本海並太平洋とを通し北海道樺太方面に近接せしむる重要機關にして軍事上交通上は勿論日本海一帶海陸の富源は之に依て開拓せらるへし就中秋田酒田間は古來商工業の取引並運輸交通上特殊の關係を有し近時產業の發達著しきのみならす陸羽線の開通は益該區間鐵道の急設を要すへきを以て假令御物川鐵橋架設工事等の困難ありとするも工事の完成は尙數年に亘るの狀勢に在るは國家經濟上不利尠からす依て羽越海岸線工事の豫定期限を短縮し酒田秋田間鐵道を速成せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百三十三號

意見書

請願文書表第八三四號

池田川之江間鐵道敷設の請願　愛媛縣宇摩郡川之江町一千五百九十一番地ノ一平民公吏一柳藤市外六十九名呈出（紹介議員古谷久綱君外四名）

右請願の要旨は愛媛縣宇摩郡は讚、阿、土の三國に境を接し四國中央部に於ける交通運輸の連鎖たる地にして諸般の商取引頻繁なるに拘らす交通機關たる鐵道の便なきを以て遺憾尠からす該地方民は德島縣下池田愛媛縣下川之江間鐵道の敷設を要望するや久し若本線完成の曉は四國全體の交通を盛ならしむるは勿論中國との通商に於ても至大の效果を實現し延ては德島線の收入を增加せしむへし依て速に池田川之江間鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百三十四號

意見書

請願文書表第七二二號

七尾輪島間鐵道速成に關する請願　石川縣金澤市長町四番町十九番地士族石川縣會議長辯護士西永公平呈出（紹介議員中橋德五郎君外五名）

右請願の要旨は石川縣七尾町より輪島町に至る沿岸地方たる能登半島は水林產豐富にして鑛產亦尠からす殊に輪島町は漆器の產出を以て聞え年額百五十萬圓に達するの盛況なるも交通機關の設備を缺き海路亦概ね其の便を得さるか爲地方產業の開發上遺憾甚し依て速に七尾輪島間鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百三十六號

意見書

請願文書表第八二八號

眞岡線鐵道延長に關する請願　栃木縣芳賀郡茂木町大字神井三十八番地平民農町會議員大越勘之助外五十名呈出（紹介議員横田千之助君外一名）

右請願の要旨は栃木縣芳賀郡の東北部たる茂木町地方は人家稠密にして天與の物資亦豐富なるも交通不便なる爲之を開發する能はす之れ該地方民の遺憾とする所なり依て曩に漸く七井村に延長せられたる眞岡線を更に烏山に連絡せしめむとする場合には前記茂木町を經由せしめられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

○議長（大岡育造君）　唯今の請願委員長の報告に對して反對の通告が最後の第三十一にあります、依て此三十一を後と廻しにして、三十までの決を採ります、請願委員長の報告に御異議はありませぬか。

（「異議なし」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　御異議なきものと認めます、依て三十までは——二十より三十迄は總て委員長報告の通りに決します、第三十一に對する反對の通告高田耘平君の登壇を促します。

（高田耘平君登壇）

○高田耘平君　本員は日程第三十一、眞岡線鐵道延長に關する請願に反對の意見を持て居るものであります、此前は委員長の御意見に私は贊成致したのでありますが、今度は已むを得ず反對であります、反對の理由を申上げますれば、此請願の要旨は詰り眞岡線を七井驛まで出來て居る、其七井より烏山まで延長すると云ふものを、東に廻つて茂木なる市街に迂廻して貰ひたいと云ふのが請願の趣旨であります是が貴族院に於ては既に本會議に於て採擇に決して居ります、衆議院に於きましても、委員會に於て採擇に決せられてありますけれども、私は甚だ遺憾ながら之に反對の意見を持て居る其理由は、第一に申上げることは、貴族院に於ても衆議院に於ても、誤まられたる說明の下に本案が採擇されてあると云ふことであります（「のう／＼」「ひや／＼」と呼ふ者あり）今衆議院に於ける此問題の紹介議員渡邊君が、委員會に於て陳述したる中に斯う云ふ事が書いてあります「此茂木町は人口に於て四萬、戶數に於て五千を有して居る町であります」斯う云ふことが立派に御明言になつて居る、所が此茂木町は唯今私が正確に栃木縣廳に就て調べた所に依りますと、戶數は千三百二十六戶、人口が八千六百七人でございます（「五分の一」と呼ふ者あり）殆ど五分の一でございます、斯う云ふことを御說明になつて、成程栃木縣に於ては四萬以上の人口は宇都宮が略々五萬に近い丈であります、外には四萬などゝ云ふ人口はございませぬ、過日問題になりました足利町は大分盛大でございまするけれども、是亦今猶ほ三萬に達しませぬ、狀況でございまして、茂木が人口が四萬と云ふことは是は或は速記者の誤であるかとも思はれますけれども、兎に角明白に速記錄に斯樣な事が記載さてありまして、甚だ誤れる說明の下に御審議になつて、御採擇になつたものと思ふのであります（「のう／＼」「違ふ」と呼ふ者あり）尙ほ貴族院に於てどうであるか、貴族院に於て男爵島津久賢君の御說明に依ると、今の政府で御決定になつた線路の側の人口が四千、大變な相違である、斯う云ふ事が書いてある詰り茂木町丈で——衆議院の方は茂木町丈で實際に於いて八千しか無いものを四萬あると云ふことが御說明になつて居る、それと反對に政府の豫定線の方は、人口が僅か四千許りしか無いと云ふことが說明してある、どうも是れは男爵島津久賢君なる人は、栃木縣の內情を知る人ではございませぬから、或は請願書等に左樣な事が書いてあるのであるかと思ひますけれども、若し左樣な事が書いてあれば甚だ不都合な事が書いてあります、尤も渡邊君は栃木縣の方でございまするから、御間違になる譯はございませぬけれども、要するに渡邊君の御說明になつた事を判斷するのに、此請願線に依る四箇町村許りあります、此四箇町村許りの戶數が五千で、人口が四萬と云ふ意味と私は推定致します、所がそれもまだ誤つて居りまして、唯今私の調べましたる所では僅か計畫線全部の町村を合算致しましても二萬五千餘人でございます、斯う云ふやうな兩院とも最も鐵道經營上必要なる、詰り利益を受ける人口戶數等の上に於きまして、誤られたる說明の基礎に依つて判斷されました採擇であると云ふことは明かな事實でございます、此事を前に辯明致して置きます、次に此鐵道を經營する本義から致しまして、果して此請願線が豫定線と比較して、鐵道經營上採る事の出來るものであるや否やと云ふことを、研究する必要があらうと思ひます、唯今長田君の御說明に依て愼重御審議なされたものでございまするから、御間違は無からうと思ひますけれども一應彼の地方に最も近き關係のある私として申上げて置く必要がございます（「簡單々々」と呼ふ者あり）まださうは參りませぬ（「簡單々々」と呼ふ者あり）成るべく簡單にします（「謹聽々々」と呼ふ者あり）第一距離の點でございます、請願線と豫定線とを比較して距離が何れが近いか、豫定線は十三哩九分、詰り約十四哩でございます、請願線は是が請願側の人の話を聽きまするど四哩增してある、詰り三割弱の增加になつて居ります、十四哩に付いて四哩ですから、詰り三割弱の增加になつて居ると云ふことは、是れも明かである、それから又工費の關係がどうか、是れは餘程考へなければならぬところでございます、此の豫定線の十四哩に對して工費の豫算が略々八十萬圓と承知して居ります、詰り一哩平均五萬七千圓强である、假りに一哩五萬七千圓を增せば、四哩詰り二十二萬八千圓を增す譯である、更に實地の狀況を見まするど、豫定線は殆ど小貝川の沿岸を平地を上つて烏山に達するのである、ところが茂木に迂廻することになりまするど、殆ど丘陵山岳の間を縫つて步くやうになります、詰り之れを或る相當に鐵道に關係のある人が、圖面に依て達觀的に見た所に依ると、どうしても一哩に付て五萬七千圓ならば倍の費用が掛かるだらうと云ふことに、鐵道に付て經驗のある人の明かに言つて居る所でございます、さうすると詰り此十八哩に對して百二萬六千圓の增額になります、之に里程の增加に依る元の二十二萬八千圓を加へれば、百二十五萬四千圓と云ふ經費の增加が算盤上どうしても出ます、さうすると八千萬圓に合算する事百二十五萬四千圓、二百五萬四千圓と云ふ經費になります、それで私が見たのでなく、是は從來の歷史上より證明出來るのでございます、從來の歷史とは何であるかと申しまするど、此鐵道と略々同一なる鐵道が、明治二十七八年の頃、故中江篤介先生が社長となりまして、常野鐵道なるものを此地點に設けたのであります、其時に於きましても少しも茂木に廻ると云ふの調査は致して居りませぬ、今朝其當時測量に從事致しましたる所の或人の意見を聽きましたる所が、第一土質の關係に於て、第二山岳の多い關係に於て第三距離の遠い點に於て到底比較にならぬと云ふことよりして、常野鐵道は此問題に付て少しも研究しなかつたと云ふ歷史があるのでございます、尙又鐵道院がどう云ふ事を此事に付て委員會に於て言ふて居るかと云ふと、茂木迄入る事に付ては、多少の研究は遂げてある、併ながら茂木より烏山に迂廻すると云ふ事に付ては、一度も調が無いと云ふことを委員會で申してあるやうであります、鐵道當局者が鐵道を敷設せんとして、豫算の概算なりを設定する場合に於ては、比較と見るべき線路に向つては相當に調査を遂げる事が必ず無ければならぬと思ふ然るに此茂木迂廻線に付て何等の比較も無く、調査を爲さざりしと云ふ事柄は、請願線が豫定線に對して達觀的に一枚の地圖を見て、非常な經費を要すると云ふ事を見得るが爲に、比較調査を爲さらなかつたのであらうと私は思ふのでございます（伊東知也君「違つて居るよそんな馬鹿な事があるか、違つて居る」と呼ふ）

○議長（大岡育造君）　伊東君注意します。

（伊東知也君「違つて居る事は違つて居ると云ふのです」と呼ふ）

○議長（大岡育造君）　何故に左樣な事を仰しやる。

○高田耘平君　私は斯樣な事から推論致して見ますと、此鐵道院が輕便鐵道を敷設する所の順序緩急に非常な關係を及ぼすと思ふのであります、詰り政府が今回此鐵道を豫定線に依て八十萬圓、十四哩として提出致しましたのは他の輕便鐵道に比しまして、比較的割好き利率を得る鐵道である、斯う云ふ事を御認めになつたからに違ひない、私共も數年前より相當の利潤を得らるべき輕便鐵道であると云ふことを承知して居りました、然るに八十萬圓のものが殆ど一倍半の增加をなし、哩に於て三割を增し、經費に於て一倍半の多額なる增加をなすと云ふことが明かなる場合に於て、而して左樣なる線路が鐵道院の輕便鐵道を定める順序緩急に於て、其當を得るや否やと云ふことは、非常なる疑問であらうと私は信ずるのでございます、勿論政府委員の中西君は、此點に付て御同意は致して居りませぬやうであります、兎に角調査は致して見ますと云ふことでございましたから、餘程難問題と私は思ふのでございます、尤も哩を增し、或は經費を增すも——建設費を增すも貨物の收入及び乘客の收入に於きまして、豫定線に比し請願線が非常に增加することでもございますれば、是亦一應の道理はございませう、併ながら此鐵道の建設の要旨は、或る小部分即ち芳賀郡の東北部及び那須郡の南部たる烏山地方の物資を吸收して、之を本線に輸出すると云ふのが目的でございます、地理上から判斷致しまして、明かに此豫定線が是等の要部の中央を貫通して居ると云ふ事實を知る者は少しも非難することの出來ない問題でございます、故に之を東に迂回し茂木に廻しますれば、經費の增加は非常な增加になりますけれども、貨物に於ては少しも增すことはなく、寧ろ多少の減少を來すと云ふやうな結果を來すべき地理になつて居るのでございます、斯樣なる理由、第一距離の點より工費の非常に增額する點より、其割合に收入の增さざる點より、寧ろ減ずるの點より、鐵道經營上本案は採るべからざるものであると云ふことを、私は斷定するにも憚らぬのであります、而して（「もう宜からう」「よし／＼」と呼ふ者あり）何ですよし／＼とは……斯う

中上げました所が私は強ち茂木地方のあの不便な土地に向つて鐵道敷設の急要無しと云ふ者ではございませぬ、他に方法がある、それは斯うなるのであります、豫定線は豫定線として鳥山よりして七井より敷設して、其中央なる市場なる處より僅か二里になります、其間に輕便の支線を造れば一擧兩得になる、而して經費の關係はどうなるかと云ふと、却て茂木を迂廻して鳥山に行くよりも、豫定線を鳥山線を完成し、而して其途中なる市羽の驛と、茂木町とを貫通することに於て、兩方が救はれて、而して建設費に於て吾々の見る所で七八十萬圓の減額を來すことは明かでございます、故に此茂木地方の不便を救ふに付きましては、本線を豫定線の通り竣成すると同時に、市羽驛より支線を茂木町に布設することに依つて、兩方完成して、而して建設費が七八十萬節約される事は是はあの地方の實狀と、或は少し鐵道眼のある人ならば、圖面を見ても明かになることであらうと存じます、故に私は本鐵道の茂木町を迂廻すると云ふことに付きましては、鐵道經營上實行不可能の問題である、不可能の問題を本院が採擇すると云ふ如きことは、所謂議院の請願に對して或る權威を失ふものである(「のう〳〵」と呼ふ者あり)斯う云ふ理由を以て、私は本請願に反對する者であります同時に茂木地方救濟の策として、豫定線を完成すると同時に、二里の間に支線を設けて、而して茂木地方の不利益を補ふと云ふことは經費を節減することが出來て、建設費に於て非常なる減少を以て兩方の不便不利を補ふことが出來ることは明かでございます以上の理由を以て私は本案採擇に遺憾ながら反對の意見を表します。

○議長(大岡育造君) 福井三郎君。

〔福井三郎君登壇〕 〔拍手起る〕

○福井三郎君 特別報告の第百三十六號に對して反對がございましたが、本員は委員長報告の通りを贊成致します、一人でございます、縷々長い反對理由を御述べになりましたが、斯く云ふ自身等も其の委員の一人で、委員會に於きまして十分に審査を致しましたのであります、勿論此地方の狀況にも通じて居りませず、請願紹介者の說明を聽き並に政府委員の答辯を求めまして、常識に從つて判斷を致したのであります、先づ委員として、審査致しました時分の觀念を此處に申しますると、此請願の趣意は眞岡線の眞岡鐵道を延長する場合に於て、茂木町を經由せしめられたいと云ふのであつて、茂木町を經由することになれば、今反對理由として御述べになつた御關係の地方には、或は多少の不利益を來すのかも知れませぬ、故に一方を採れば一方が不利益を來すのでありますから、委員會に於きまして、特に注意を拂つて審査致しました、それで尙ほ茂木町地方の狀況を知る人も委員中にあり、尙ほ政府委員が茂木町なるものを如何に認めて居るかと云ふことに付て爲したる質問に、政府委員の答へたる所に依ると、茂木町は如何にも人口多くあつて物資の集散にも富んで居る處であつて、即ち此請願にある如く其點は盛んなる土地と認める、左樣認めると同時に此地方に矢張何か一つの交通機關の開かれなければならぬと云ふ事も、現在でも認めて居ると云ふ意味の答辯でありました、唯今の反對の理由として御述べになつた方の御議論の中にも全然茂木町に交通機關を設けると云ふ事の必要を認めて居らぬとは言はれないやうである、若し是が豫定線の通りに通る場合には茂木町には輕便線を開けば、之に依て茂木町も幸を得、一方も幸を得る一擧兩得であるまいか、斯う云ふ御話であつたやうであります、彼此れ其邊の考慮等も委員會に於ては費しました、それで種々審議致しました結果が、寧ろ茂木町を經由する方が、此鐵道を敷設する上に於て、出來上つたる後に利益あり又其地方に便益がある、成程一方には多少の不便を感じませうけれども、一方が不便を感ずる程度よりも、一方が便宜を得る程度が多からう、斯う云ふ比較上之を採擇することになりました、そこで委員會は御承知の通り、他の特別委員會のやうに、僅か九名とか十八名とか云ふにあらずして、四十五名の委員が集つて居りますので、其四十五人の委員が愼重審議をして、如何にも是が宜からうと云ふことで採擇を致しました、報告は唯今此議場に現はれたのでございます、で其時分に吾々が贊成を致しましたる觀念と、唯今の反對理由と比べますると、唯今の反對理由は此請願を採擇致したる理由の大なるには及ばざること遠しと考へるのであります、尙ほ是等精しいことを此處で說明を致しますれば、厚い速記錄を引出して何程でも其採擇の道理ある理由を、說明が出來るのでございますけれども、それでは餘り長くなつて諸君も御迷惑でありませうから、それ以上のことは委員會の速記錄を御覽下さいますと甲論乙駁中々盛んに質疑應答がしてあるので、之を其初めより終りまで默讀致しますと、蓋し唯今反對の御方も成程左樣な理由があつて、此請願は採擇になつたのであるかと思半ばに過ぎるであらうと思ひます、故に委員長の報告を贊成するの趣意として、是丈を申述べて置きます。

○岩崎勳君 本案は委員長報告の通り、可決採擇されんことを希望します。

〔「異議なし」「反對」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 委員長の報告に同意の諸君の起立を求めます。

起立者 多數

○議長(大岡育造君) 多數――採擇に決しました――此場合報告があります。

〔書記朗讀〕

一 政府より撤回せられたる議案左の如し

衆議院議員選擧法中改正法律案

一 議員より提出せられたる議案左の如し

煙草元賣捌事務を市町村に委任するの建議案

提出者 綾部惣兵衞君 半谷清壽君

支那人教育の施設に關する建議案

提出者 高橋本吉君 三土忠造君 根本正君 一宮房治郎君 古谷久綱君 鵜澤總明君

○議長(大岡育造君) 此の政府案の撤回に關して質問の通告があります、順次之を許します――齋藤隆夫君。

政府提出案撤回に付ての質疑

〔齋藤隆夫君登壇〕

〔拍手起る〕

○齋藤隆夫君 政府は衆議院議員選擧法改正案を撤回致したのであります、政府が此議案を撤回致しましたる事は、即ち議員より提出を致したる改正案を審議するに方つて、何等の關係なしとは申されませぬ、依て此機會に於きまして簡單に政府の意見を質して置きたいのであります、御承知の如く選擧法の改正は、此議會に於ける多年の懸案であります、明治三十三年に現行の選擧法が制定せられました以來殆ど每議會に於て多少の改正案が、此衆議院に現はれない事は無いのであります、然るに今日に至る迄兩院を通過して其成立を見ることが出來ないのは、御互に遺憾千萬の次第であります、併ながら時代の進運は此問題をば永く未決の儘に放任することを許さないのであります、それ故に本期議會に於きましては、各政黨より改正案が現はれて居ります、又政府も本體の改正には觸れずと雖も、別表の改正案を提出して居るのであります、而して此改正案は先般委員會の議に付せられまして、既に質問は終了して最早採決と云ふ運びになつて居るのであります、然るに此委員會に於ける國務大臣及政府委員の說明を見ますと云ふと、政府は此別表の改正案に付てすら殆ど定見無く、確信無く責任觀念の乏しき事をば暴露して居るのである、併ながらまさか之をば撤回をすると云ふが如き、無責任なる所の沒常識のやり方は、如何に現內閣と雖も爲さらぬであらうと本員は信じて居つたのであります、所が圖らざりき今日之を撤回したと云ふのである、御承知の如く此別表の改正案は、決して現內閣の新發明に係るものではない、是は一昨年前內閣の當時に於て、內務省內に於て開かれた所の選擧法調査委員會の議を經まして、其時に於ても本體に付ては色々の議論がありましたが、兎に角別表の改正と云ふものは目下必要であるのみならず、急務である、現行の別表は約二十年前に改正せられて居りまして其別表の附則に於ても是は十年間は更正しないと云ふ事がある、十年間更正しないと云ふことは、十年後に於ては人口の增加に伴うて、此別表も改正すべきものであると云ふ事を含んで居るのであります、所が爾來約二十年になつても、未だ此別表の改正すら議會に於て成立をしないのでありますから、選擧法の本體は兎に角、別表の改正のみは之を切離して議會に提出するが宜しい此處に居られる所の後藤內務大臣も、それは心得たと云ふことで調査會が終了致し、此調査會の作成に係る所の議案をば、本期議會に提出せられたと云ふことになつて居るのであります、之を提出するに方つても、若し政府に於て十分なる確信があり、責任觀念があるならば、議會の劈頭に提出して來なければならぬ筈である何も取調を要する事柄は一つも無いのである、然るに劈頭に提出せず議會の會期が切迫して、僅か餘す所二週間と云ふ際に方つて、此別表の改正案を提出して來た、此一事を以ても政府が此別表に付て、何等の熱心なく何等の誠意を懷いて居らぬと云ふことは分るのであります、殊に選擧法

なるものは、御承知の如く憲法附屬の大法律でありまして、政府が之を議會に提出するに方つては、先づ樞密院顧問の諮詢を經、而して勅裁を仰いで此議會に提出をして居るのである、斯かる重大なる所の議案、斯かる重要なる手續を履み來つた此議案をば今日に至つて突如として撤回するに至つては何か之に相當する所の重大なる理由が無くてはならぬのである、本員は先づ此理由を承らんとするのであります、又如何なる理由に拘らず、政府が之を撤回した以上は、是迄樞密院に於て聲明し、議會に於て聲明したる所の政府の言明と云ふものは、少くとも誤つて居つたと云ふことを自白して居るのである、政府の聲明の誤りし事に付て、現政府は如何なる責任觀念を持つて居るか、第二に之を御尋ねして置きたいのであります、次に將來如何にする積りであるか、本期議會に於ては之を撤回したが、將來に於て此選擧法の改正を如何にする積りであるか、現内閣は將來選擧法の改正に手を染めないと云ふのであるか、又選擧法の改正を企てんとするならば、如何なる方法に依て之を完成せんとするか、具體的に言へば次期の議會に於て之を提出する積りであるか、次期の議會に之を提出するならば、選擧法の全體に向つて改正せんとするのであるか、若くは同じく別表のみを改正せんとするのであるか、即ち第一には之を撤回したる理由、第二には之を撤回したる所の責任觀念、第三には將來に對する政府の選擧法改正に關する所の意見では、此際に於ては承つて置きたいと思ふのであります（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　野添宗三君。

○野添宗三君　簡單でありますから、此席から質問致します。

○議長（大岡育造君）　宜しうございます。

○野添宗三君　本員の問はんと欲する所は、殆ど齋藤君に依て盡されたのでありますが、折角通告を致して置いたのでありますから、補足を致して質問を試みます、政府は此衆議院議員選擧法中改正法律案を提出するに當つては、時運の推移に伴ひ、衆議院議員選擧法中別表を改正するの必要ありとして、之を提出されたのである、然るに今日之を撤回さるゝに至つたのは、時運の推移は別表の改正を必要としないと御認めになつたのであるか、左樣に意見が變つたのであるならば、其理由を示されむことを望むのである、申す迄もなく衆議院議員選擧法は憲法に附屬する所の重要なる法律であります、政府は樞密院に御諮詢あらむ事の奏請を致して、其結果樞密院に於て審議を重ねられたのである、本員の承る所に依りますれば、樞密院に於ては特別委員を選んで其審議を盡された、而して政府當局も此委員會に出席をされて辯明を試みられた結果、樞密院の院議可決したりと承つて居るのである、果して然らば政府が此案を御提出になるに付ては、十分なる熟議を費された結果であつて、今日再び之を考へ直す――再考を致すと云ふやうな餘地は私は存せざるものと確信を致して居つたのであります（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）然るに斯樣な愼重なる手續を執つて、之を本院に提出し、今や委員會に於て審査將に酣ならむとする際に於て、突如として此案を撤回させると云ふに至つては、私は政府の責任を疑はざるを得ないのである（拍手起る）政府は或は此案の運命――此案が否決の運命に陷ることを豫想して、之を撤回されたのであるやも知れませぬ、併ながら苟も責任を以て此重要なる法律案を提出致された以上は、徒に案の運命を忖度を致して、之を撤回すると云ふが如きは、甚だ責任を重んぜざる所の行爲であると思ふのであります（拍手起る）何故に政府は委員會なり尙ほ本會議に於て、此案の通過に全力を擧て御努めにならないのであるか、之を爲さずして突然撤回を致さるゝと云ふに至りましては、本員其理由の存する所を知るに苦しむ者であります、固より政府は自己の提出致したる所の案を撤回する所の權利を持つて居るのであります、併しながら理由無くして撤回は致されぬだらうと思ひます又、私は政府は議案を撤回するの權利あるが故に、撤回致したのであると云ふやうな、無責任な答辯は爲されまいと思ふ、それ故に此の案を撤回されましたる所の理由を明確に御答辯あつて、吾々をして首肯せしむるやうに願ひたいのであります、是丈の御尋を致します。

○議長（大岡育造君）　時間が將に切迫致しました、此答辯を終るまでは時間を延長致します――後藤内務大臣。

〔國務大臣男爵後藤新平君登壇〕

○國務大臣（男爵後藤新平君）　唯今齋藤君野添君より本案撤回の理由を御質問になりましたが、誠に御尤の御質問であります、之に對して理由を申述べます、本議場に於て今や政府の提出致しましたる所の別表の外、選擧法に伴ふ所の選擧權擴張、罰則を一括致しまする所の三案が現るゝに至つたのであります、是に於て政府は更に愼重調査の必要を認めまして、撤回致したのであります（笑聲起る、「理由にならぬ」と呼ふ者あり）其撤回に付きまして、今後如何やうに斯の如き案の經過を取るべきかと云ふ事に付て――次の議會に提出するや否やを御質問になつて居るやうであります、是は愼重調査の上の事でありますから、今約束を致す譯には行かぬのでありますが、此案の必要を認めて居りますけれども、尙より良き方を――各方面より出されたる所の案と參照しまして、調査の上で提案する事を希望致して居るのであります、之を以て御答と致します。

○齋藤隆夫君　議長々々。

○議長（大岡育造君）　もう時間も切迫しましたから是で（「延長々々」と呼ふ者あり）散會を命じます。

〔「橫暴々々」「まだ時間にならぬ」其他發言する者多し〕

午後五時五十八分散會

○大正七年三月二十日（水曜日）

午後一時十五分開議

議事日程　第二十五號

第一　市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第二　北鮮、裏日本聯絡航路延長に關する建議案（櫻井兵五郎君提出）

第三　煙草元賣捌事務を市町村に委任するの建議案（綾部惣兵衞君外一名提出）

第四　支那人敎育の施設に關する建議案（高橋本吉君外五名提出）

第五　東京市特別市制に關する建議案（村松恒一郎君外十一名提出）（委員長報告）

第六　大阪市特別市制制定に關する建議案（米田穰君外十五名提出）（委員長報告）

第七　纖維原料政策及織物廣幅獎勵に關する建議案（武藤金吉君外一名提出）（委員長報告）

第八　阿讃鐵道建設に關する建議案（三土忠造君外二名提出）（委員長報告）

第九　四國海岸巡環鐵道建設に關する建議案（小西和君外一名提出）（委員長報告）

第十　四國沿岸鐵道建設に關する建議案（坂東勘五郎君外十一名提出）（委員長報告）

第十一　久留米大分間鐵道建設に關する建議案（元田肇君外三名提出）（委員長報告）

第十二　神祇に關する特別官衙設置建議案（岩崎勳君外十三名提出）（委員長報告）

第十三　倭姬命奉祀に關する建議案（天春文衞君外八名提出）（委員長報告）

第十四　福井縣三國港築港に關する建議案（熊谷五右衞門君外四名提出）（委員長報告）

第十五　（特別報告第百三十八號）明治三十年法律第五十號改正の請願（委員長報告）

第十六　（特別報告第百四十一號）酒造稅法中改正の請願（委員長報告）

第十七　（特別報告第百四十四號）營業稅法中改正の請願（委員長報告）

第十八　（特別報告第百四十五號）印紙稅法改正に關する請願（委員長報告）

第十九　（特別報告第百四十六號）所得稅法中改正の請願（委員長報告）

第二十　（特別報告第百四十七號）山林伐採所得稅率改正の請願（委員長報告）

第二十一　（特別報告第百四十九號）德山港を特別輸出入港に指定の請願（委員長報告）

第二十二　（特別報告第百五十號）縣社八幡神社昇格の請願（委員長報告）

第二十三　（特別報告第百五十一號）利根運河治水に關する請願（委員長報告）

第二十四　（特別報告第百五十二號）江戶利根兩河川浚渫の請願（委員長報告）

第二十五　（特別報告第百五十三號）筑後川第二次改修工事速成の請願（委員長報告）

第二十六　（特別報告第百五十四號）東京灣治水に關する請願外一件（委員長報告）

第二十七　（特別報告第百五十七號）國道林設置法制定の請願（委員長報告）

第二十八　（特別報告第百五十八號）徵兵採定に關する請願（委員長報告）

第二十九　（特別報告第百五十九號）陸軍射擊學校移轉設置に關する請願　（委員長報告）

第三十　（特別報告第百六十號）袖川村に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第三十一　（特別報告第百六十一號）新城村に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第三十二　（特別報告第百六十二號）靑沼村平林に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第三十三　（特別報告第百六十三號）上伊集院村に三等郵便局設置の請願　（委員長報告）

第三十四　（特別報告第百六十四號）野馳村に無集配郵便局設置の請願　（委員長報告）

第三十五　（特別報告第百六十五號）都介野村大字南之庄に無集配三等郵便局設置の請願　（委員長報告）

第三十六　（特別第百六十六號）波根西郵便局集配事務開始の請願　（委員長報告）

第三十七　（特別報告第百六十七號）下堅田郵便局に電信事務開始の請願　（委員長報告）

第三十八　（特別報告第百六十八號）有福郵便局に集配並電信事務開始の請願　（委員長報告）

第三十九　（特別報告第百六十九號）雄郵便局の位置變更並同局に電信事務開始の請願　（委員長報告）

第四十　（特別報告第百七十號）與論島沖永良部島間海底電信布設の請願　（委員長報告）

第四十一　（特別報告第百七十一號）日本海橫斷航路急速開始の請願　（委員長報告）

第四十二　（特別報告第百七十二號）有福村上有福に登記所設置の請願　（委員長報告）

第四十三　（特別報告第百七十三號）上富良野村に旭川區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）

第四十四　（特別報告第百七十四號）八束、川上中和三村中に區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）

第四十五　（特別報告第百七十五號）網走區裁判所に甲號支部設置の請願　（委員長報告）

第四十六　（特別報告第百七十六號　商法中改正の請願　（委員長報告

第四十七　（特別報告第百七十七號）十勝監獄移轉に關する請願　（委員長報告）

第四十八　（特別報告第百八十號）酒田觀音寺間國有輕便鐵道敷設の請願外一件（委員長報告）

第四十九　（特別報告第百八十一號）本吉郡縱斷輕便鐵道速成の請願　（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一議員より提出せられたる議案左の如し

日支文化の施設に關する建議案

提出者　關　和知君　小山東助君
樋口秀雄君　櫻井兵五郎君
菊池良一君

七井島山間敷設輕便鐵道茂木町經由に關する建議案

提出者　渡邊陳平君　橫田千之助君
田村順之助君　秋山金也君
上野松次郎君

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に掲載す〕

一昨十九日議長に於て選定したる委員左の如し

會計士法案

丸山嵯峨一郎君　工藤卓・爾君
隅田豐吉君　長峰與一君
北井波治目君　上村耕作君
三木武吉君　武市彰一君
高木益太郎君

市制中改正法律案外一件

原田十衞君　淸　寬太郎君
則元由庸君　井上敬之助君
工藤吉次君　中野寅次郎君
陣　軍吉君　宮木逸三君
河野徹志君　黑須龍太郎君
紫安新九郎君　小山東助君
鈴木富士彌君　川崎　克君
三木武吉君　佃　安之丞君
近藤達兒君　小橋藻三衞君

市町村吏員優遇に關する建議案

恒松隆慶君　西村正則君
西田鋭吉君　神川長久君
荒川五郎君　佐々木正藏君
山田珠一君　松本誠之君
大口喜六君

市町村其の他公共團體に煙草元賣捌事務委任に關する建議案

秦　豐助君　天春文衞君
古谷久綱君　丸山豐治郎君
山內範造君　萩　亮君
長田桃藏君　高岡唯一郎君
松島　廉君　小泉八郎右衞門君
小林嘉平治君　唐端淸太郎君
綾部惣兵衞君　牛谷淸壽君
川崎安之助君　石田孝吉君
近藤慶一君　堀川美哉君

帝國美術館建設に關する建議案

鵜澤總明君　高橋光威君
毛里保太郎君　上野松次郎君
金杉英五郎君　正木照藏君
森田　茂君　福田辰五郎君
牧野鐵九郎君

金名鐵道建設に關する建議案

戶水寬人君　三輪市太郎君
關矢儀八郎君　池田龜治君
櫻井兵五郎君　淺野順平君
武藤嘉門君　古川　淸君
高戶郁三君

松本鐵道建設に關する建議案

高島順作君　百瀨淸治君
西田鋭吉君　西村種禮君
橫井藤四郎君　降旗元太郎君
竹村良貞君　日比野　寬君
植原悅二郎君

○議長（大岡育造君）　是より會議を開きます――諸問の事項があります、元田肇君提出の衆議院議員選擧法中改正法律案は、提出者より撤回の申出がありたるに依り、之を許可して御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ……

〔「異議あり異議あり」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議があれば御諮りを申します。

〔「反對の意思を表白致します」「採決々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　起立に問ひます、之を許可するに同意の諸君の起立を求めます。

起立者　多數

○議長（大岡育造君）　多數、依て撤回は許可することに決しました――日程第一、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案、第一讀會の續を開きます。

第一　市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案（政府提出貴族院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

○本田恒之君　議長。

○議長（大岡育造君）　何ですか。

○本田恒之君　議事進行に付て質問があります、此事に付て通告してある筈であります。

○議長　大岡育造君）　之を濟まして後に願ひます――委員長渡邊祐策君。

〔渡邊祐策君登壇〕

〔拍手起る〕

○渡邊祐策君　唯今日程に上りました所の市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案の委員會の經過及結果を御報告申します、御承知の通り此改正案の內容は、從來の退隱料表は十五圓未滿に始まつて、段々五圓宛階級を上ぼして行つて、詰り十三階級に分つて七十五圓以上百圓未滿に止まつてあつたのである、其十三階級の七十五圓以上百圓未滿の欄から改正をして、七十五圓以上八十五圓未滿八十五圓以上九十五圓未滿、九十五圓以上百五圓未滿、百五圓以上百十五圓未滿、今度は十五圓飛ばして百十五圓以上百三十圓未滿、百三十圓以上詰り今迄の十三階級の外に五階級程增したのであります、而して此必要は敎員給の俸給が增したに付て、既に百圓以上の俸給を支拂ふのも八名以上あり、尙今回の俸給改正の結果百三十圓以上を支給する所の敎員も出て來る場合なるに依つて、其表を補充して退隱料を改正した譯合であるのであります、それ故に委

員會は政府委員の詳しき說明を求め、且委員に於て十分質問應答審議した結果、必要の改正案として委員會は全會一致を以て原案を可決しました、右御報告を致します、贊成を願ひます（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　本案の第二讀會を開くや否やを諮ります。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ本案の第二讀會を開くに決します。

○岩崎勳君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎君。

○岩崎勳君　直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告通り可決確定せられむことを希望致します。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議無いものと認めます、仍て直ちに第二讀會を開き、議案の全部を議題と致します。

市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法中改正法律案　第二讀會（確定議）

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、依つて三讀會を省略して全部可決確定したる事を宣告致します。

○山本悌二郎君　此場合、大正五年度豫備金支出外七件の委員會を開きたうございます、御許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○山本悌二郎君　それでは委員諸君は、直ちに委員室に御參集あらむことを請ひます。

議事進行に關する件

○議長（大岡育造君）　本田君――是は一言申して置きますが、實は手續上に付て、更に御申出のあることゝ思つて機會を待つて居たのであります。

〔本田恒之君登壇〕

〔拍手起る〕

○本田恒之君　私は議事進行に付て議長に質問致したいと思ひます、是は昨日も政府か衆議院議員選擧法を撤回致しました事に付きまして、我黨の齋藤隆夫君より三箇の質問を提出致したのであります、諸君、御承知の通りに其第一は衆議院議員選擧法と云ふのは、憲法所屬の法律で頗る重大なる法案である之を政府が一旦提出を致しまして、既に委員會は小委員會に迄移りまして、將に決定せんとするに當つて、遽かに之を撤回致しましたに付ては、重大なる理由が無ければならぬ、であるから其理由は如何なる事に基くのであるか、明白に說明して貰ひたいと云ふのが第一の質問、第二には政府が此衆議院議員選擧法の改正案を出すには、御承知の通り先年來此調査委員を內務省に設けて置かれまして、其調査委員會の結果にも基き、且つは此重大なる法案である爲めに、樞密院の批准も經勞々致しまして、餘程鄭重なる手續を經て提出して居る案をば、輕々しく之を撤回致したに付ては、明白なる說明をしなければならないが、政府は之に對して如何なる責任觀念を持つか、如何なる責任を取るかと云ふのが第二の齋藤君の質問でありました、第三は政府は再び此法案を提出する考があるか、次期議會に於て提出する意思があるや否やと云ふ事を尋ねましたに對して、政府は目下考慮中の時期であると云ふ事でありました此の三つの質問を致しました所が、後藤內務大臣は其申しまする所の答辯は甚だ要領を得ないのであります、後藤內務大臣の答辯の要旨は、政府は此法案を提出致しましたけれども、議會に於ては憲政會國民黨政友會の三派より、此法案が出たのであるから比較研究考慮を爲す必要があつて之を撤回したと云ふやうな意味の答辯をされたのであります、而して之を次期議會に更に出すや否やと云ふ事は考慮を致して居るから、此所で明言することは出來ないと云ふ答辯詰り後藤內務大臣の答辯の要旨は右に出でないのであります、吾々は此答辯を甚だ要領を得ぬと思ふ、第一の各黨派から三案も出たから、之を比較研究して見たいと云ふやうなことを申して居りますけれども、御承知の通り憲政會から出ました此法律案は二月十二日であります、國民黨が御提出になりましたのは二月二十五日であります、政友會から出しましたのと政府が出しましたのは同日である、即ち三月五日であります、政府が先に法案を出して、而して後に他の各派から盛に同一法案が出ましたならば、或は比較研究すると云ふやうな口實名義も立つかも知れませぬが、各派から出ましたのは、政府案より前に出て居る、前に各派から法案が出て居る事を御承知でありながら、又一面に於ては內務省の調査委員會の結果に基き、樞密院の批准を經て勅裁を經て提出致しましたる此重大なる憲法附屬の法律案を、唯各派から法律案が出て居るからと云ふ些々たる理由の下に撤回すると云ふのは、政府としては如何にも無責任である、而して其答辯は甚だ要領を得ぬのである、答辯は要領を得ませぬけれども、暫くそれは答辯者の責任と致しまして、更に一つ何も答辯して居ないのがある、齋藤君が質問を致しました所の第二の質問、即ち政府が斯樣な輕々しい態度を執り、如何なる責任觀念を持つて居るか、唯都合に依り撤回する位の事では相濟まない、如何なる責任觀念を持つて居るかと云ふ問に對しては、後藤內務大臣たるものは之に一言だも答辯を與へて居ないのである、それ故に齋藤君が更に自分の質問に對する答辯を確むべく、發言を繼續致しましたる際に、議長は之を遮りまして、遂に散會を宣言したと云ふのは、甚だ私は遺憾に考へる（拍手起る）議長は是より前に內務大臣の答辯の終る迄、時間の延長をすることを議場に宣言して居るのであります、如何にも議長が其用意周到なる事に付ては、私は感謝を致す所の一人であるが、內務大臣の答辯は如何にも簡單に致しまして、定刻の時間即ち六時にまだ達しないけれども、其內務大臣の答辯の終りました時は六時より五分前である、五分前であつて而して爲したる答辯が要領を得ざるのみならず、一箇の問に對しては一言だも答辯をしないのである、其答辯を促すべく齋藤君が立つた以上は、議長は宜しく發言の機會を與へまして、其質問應答を徹底せしむるのが議長として當然執るべき所の責任であらうと思ふ（拍手起る）然るに議長は何の必要有つて、未だ時間が六時にも達しないのに、强て齋藤君の發言を遮られたと云ふ議長の態度に對して、平生吾々が尊敬を拂ふ所の議長に對して甚だ遺憾に考へる、（拍手起る）世上傳ふる所に依りますれば、政府が此選擧法改正法律案を撤回致しましたのは、政友會と妥協の結果遂に撤回したのであると云ふ事を（「馬鹿を言ふな」と呼ふ者あり）世間に傳へて居ります（「何を言ふか」と呼ふ者あり）而して果してそれが事實であるや否やと云ふことは私は知りませぬが、左樣な事を世上で傳へられて居る、又は議長は政友會出身として、政友會の首領として、議長になつて居る人でありますけれども、苟も衆議院議長となられた所の議長は、公明正大無私なる態度を執りまして、此衆議院の言議をして遺憾無く盡さしむると云ふのが、議長としての職責であります（拍手起る）議長は開會の初めに當りまして、吾々議員に對して（「分つた」と呼ふ者あり）公平無私にやるから十分に信頼を保つて貰ひたいと云ふことは、常に屢々宣告された所である、私は議長の態度の飽迄も公平なる事、如何にもさうなければならぬ、衆議院議長たる名譽に顧みて、公平無私なる態度を執ると云ふ事でありましたから、滿腹の信任を爲して居つた所が、昨日の議長の態度と云ふものは甚だ公平を失して居る、私は議長に對して失禮とは思ひますが、左樣な批評を加へましても、議長は甘受しなければならぬと思ふ、（「のう〳〵」と呼ふ者あり）それでございますから私は此點に對して議長の名譽の爲めに、徹底したる御辯解があるならば承りたい、又更に議長に希望致しますのは、唯今私が申上げましたやうな齋藤君の問に對して、內務大臣が今申上げましたやうに齋藤君の問に對して、內務大臣が全く答辯を與へられない一項がある、更に他の一問に對しても甚だ要領を得ませぬから、議長より內務大臣に交涉せられて、昨日の質問應答をして完結せしめらるゝやう希望致します、私は昨日議長が齋藤君の質問を遮ぎられたる理由に付て、明瞭なる御答辯を得たい、是は議長の名譽の爲めに申上げて置く、牽强附會の言葉を以て答へらるゝは、議長の榮職に居らるゝ地位に對して、議長の公平ならざる態度は甚だ影響する所が大である、是は私が大岡君の爲めに遺憾とするのみならず、我帝國議會の爲めに眞に遺憾と思ふのでありますから此一言を呈します。

○議長（大岡育造君）　唯今本田君より御尋の點に對しまして辯明致します、別に深い意味はありませぬ如何にも六時の前と申せば幾らかは前、速記錄の記して居る所を見ますれば二分前、本田君の言はるゝ所は五分前、或は三分前と書いた新聞もあります、實は成べく諸君の滿足を得たいと存じますので、此質問答辯の事に就ても意を用ひて居りました、抑々政府が議案を撤回すると云ふことは、議院法に於て特に與へられたる政府の特權である、如何樣に御論辯に相成るとも之を止めることは出來ませぬ、議員の案の撤回に就ては議場が許さぬと云ふことも出來ますけれども、政府が之を撤回するは議院法第三十條に明記したる政府の特權である、（「野添君が伏線

を張つて居ります」と呼ふ者あり）此譯であります から詰問を重ねることを……（「詰問ではありませぬ質問です」「默れ」と呼ふ者あり）齋藤君は質問であつて且つ詰問である、政府が何等かの責任を取るかと云ふ御尋になつたのであります、此事に就て答へる丈の答は、政府はあれ丈であると自分では見たのであります、併ながら諸君は足らぬと仰しやる、是から先きは者の事、問題に關して議長の見る所は此邊で宜しいと思つた、時間も亦僅に二三分に過ぎない、是位の議場の整理に關することは諸君の御許を願へると思ひます（「ひや／＼」と呼ふ者あり）（拍手起る）而して尙御希望として更に政府に答辯をなさしめて呉れと云ふ御希望は、是は政府に私が、即ち本職が傳へるも宜しうございますが、斯う云ふ場合は別に之を求むる方法を御執りになる方が、十分に運ぶではないかと思ひます、一應は議長より斯う云ふ希望があるから、出席して答辯せぬかと云ふ位の事は申しますが、それで宜しければ言うてやりませう。

○本田恒之君　唯今の辯明に補足を致します、議長は政府は議院法の三十條に依つて、何時と雖も其提出したる議案を撤回する權利を有つて居る、權利を有つて居るから、是より以上質問をし詰問をするのは無用であると云ふ意味を以て、議長の執られたる態度を御辯解になつて居ります、齋藤君が問はれましたのは議院法に依る法律上の責任で、內務大臣に對して質問したのではありませぬ、此重大なる法案を提出し、且つ輕々しく撤回致しました所の政治上の責任見解を質問したのであります、之に對して議長は唯々單に法律一點張りで、政府は之れを撤回する權利があると言ふ、齋藤君は權利がないと云ふやうなことは質問をしない何故に撤回をしたのであるか、此撤回に就ては如何なる責任觀念を有つて居るか、輕々に此重大なる案を撤回したと云ふ內務大臣の責任觀念如何と云ふのが質問の要旨であつて、此質問に對して內務大臣は一も答辯をして居りませぬから、議長たる者は此質問應答を悉すべく十分の機會、便宜を御與へになることが相當であると思ひます、又議長は唯今其時五分前であるとか、二分前であるとか云ふ、御辯解でありますが、假令六時に達しましても此の如き重要なる政治上の責任を問ふ問答の半ばに於きましては、時間を延長されて何の不都合がある、此の如き問答のある場合には、議長は之を徹底せしむべく時間を延長されると云ふことは從來執られたる慣例であります、縱しや時間が六時に達したと致しましても、議長は議員の發言が當局者の責任を質すべき重大なる問答の場合には、之を與へらるゝのが相當であらうと思ふ、然るに議長は單に法律上の權利があると云ふ如き言葉を以て、昨日議長の執られたる事柄の辯解とせらるるのは私は議長の爲めに頗に遺憾と思ひます、併ながら是れ以上の事は議長は自己の良心に問ひ自己の職責の重きに顧みられて勘考せられむことを希望致します、それから內務大臣に口頭を以て通知すると云ふ御注意がありましたが、是は議長が御取次になるのが相當である、又取次がれんことを望む、更に質問したらどうかと云ふ御注意の御言葉は、私の希望に對しては無用の御言葉であります、議長は此質問應答を完結せらるゝ方法を御執りになるのが相當と思ひます更に議長に請求致します。

○岩崎勳君　議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に政府軍需工業動員法案の第一讀會の續を開き、委員長の報告を求め、且つ其審議を進行せられんことを希望致します。

〔「贊成」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　唯今の岩崎君の決を採る前に尙ほ御答を致して置きます、時間の長短を二三分と言ふたと云ふことは、五分を以て攻撃せられたから其御答をした、それは御承知になるが宜い、それから又政府は議院の請求に依つてならば、其方には出なければならぬことになつて居りますから、其方が宜くはないかと氣付いたから念を入れて申したのであります、それ丈の事を御承知を願ひます――岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ日程を變更して、軍需工業動員法案の一讀會の續を開きます――委員長元田肇君。

軍需工業動員法案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔元田肇君登壇〕

〔拍手起る〕

○法學博士氣賀勘重君　不動產金融に關する建議案の委員會を開きたいと思ひます、許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○法學博士氣賀勘重君　委員の諸君は委員室へ御集りを願ひます。

○元田肇君　軍需工業動員法案の委員會の經過と結果とを御報告申上げます、又此法案は頗る錯雜に亘つて居りますからして、十分位の間は說明の時間を與へられ、且つ靜に御聽取を願ひませぬと條文が餘程面倒でありますから、豫め之を願ひ置きます、委員會は三四日午前午後に亘りまして質問を續けました、然るに質問の上に現はれました所の現象は、政府の提出した案が現行の徵發令其他の法令と權衡を得ず、若くは重複を致して居ると云ふやうな點が多多ございまして、質問も要領を得ることが甚だ六ケ敷うありました、是に於きまして大體の質問を數日間掛つて結了を致しました時に、小委員を設けて一の成案が出來ることならば、成案を作り、之を委員會に提出したならば、如何なものであらうかと云ふ御相談を致しまして、委員會は滿場一致で之を是認されたのであります、就きましては成べく各派の意嚮を集める爲に、其の委員は委員長指名と云ふことになりましたけれども、各派の諸君より代表すべき委員を先づ以て屆出すことに願ひまして、其出されたる所の氏名を委員長が指名すると云ふことに致しまして、小委員會を開くことになりました、で小委員會に於きましては、本案は之を通過させるの方針を執るか、或は否決若くは研究の儘に、此議會を經過すべきかと云ふことが先だつ問題でありましたが委員會より選ばれたる所の――選ばれたると云ふと語弊がありますが、小委員――委員會の希望に依つて委員長が指名致しました所の委員諸君の意嚮は、平時であれば、兎に角であるが、今日の時局に於きましては、折角斯樣な法案が提出されたことであるからして、活用の出來得らるるまでに修正が出來るならば、之を玉成して通過することに致すので、今日の時局に對して吾々の執るべき適當の方針であらうと云ふことに意嚮が一致致しました、此に於て委員長の手許に種々修正の私案がございましたからして、先づ之を參考に供しまして、少數委員即ち各派より代表的に御出になりました所の委員の意見を鬪はしまして、或は之に加へたものもあります、或は多少の修正を致したのもありまして、頗る愼重の考慮審議を盡しまして、遂に成案を得まして之を委員會に報告することになりました、昨日小委員會は一應結了致しましたが、）法文でありまするからして、法文の體裁を成さぬやうなことになつてもいけませず、尙又より好き修正等があれば考慮しても差支ない場合でありますからして、法文等に付きまして取調を致した結果が、同じ意味であるけれども、もう少し簡明に文意を修正したら宜からうと云ふ意見も出まして、今朝に至り二たび少數委員が會合致し、それを確定致しまして、本日午前の總會に之を報告致しました、所が僅か一二の小さな修正がございましたが、滿場一致を以て通過することになりました是が委員會經過の大體でありまして、頗る多項に亘つての修正でありますから、一應御手許にあります所の修正案に付きまして申述べます、此修正案は今日の間に合はする爲に、豫め印刷に付することを委員長より命じまして出來ました所が、茲に其後文字等の修正を少し致しましたので、御手許にある所のものは少しく變つて參りましたから、之を先づ訂正致します、それは第十四條、是は修正であります、原案の第十條に「勅令ノ定ムル所ニ依リ」と云ふのを消した事になつて居りますが、此所の「勅令ノ定ムル所ニ依リ」は消すのでなくして活きなければならぬのであります、是が間違つて消したやうな姿になつて居りますから之を訂正致します、それから第十一條修正案の第十六條に當ります一前條ノ規定ニ依ル」と活字が出來て居りますが、是は「第十四條ノ規定ニ依ル」と變へなければ、他の條文修正の結果活用が出來ませぬから左樣に改めます「第十四條」と云ふ字と「前條」と云ふ字を變へるのであります、それから第十七條趣旨は同じでありますが、如何にも文詞が錯雜致して居りますから之を修正致しまして、「工業的發明ニ係ル物又ハ方法ニ關シ豫メ政府ノ承認ヲ得タル事項又ハ設備」までは宜しいのであります「ニ付テハ」と斯うしまして「報告ヲ命シ又ハ前條ノ規定ニ依リ」を削りまして「檢査ヲ爲シ調査資料ノ提供ヲ求メ若ハ」を「又ハ」に致し「從業者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得ス」と斯樣に法文を變へたのでございます、意味は少しも變つて居りませぬ（「もう一回願ひます」と呼ふ者あり）宜しうございます、第十七條の是は修正案です、修正案を又修正した所なのです「工業的發明ニ係ル」と云ふ所を冒頭に持つて來て「發明ニ係ル者又ハ方法ニ關シ豫メ政

府ノ承認ヲ得タル事項又ハ設備ニ」其下を削りまして「付テハ」と斯う致しまして、其次に前の方に立戻りまして「報告ヲ命シ檢査ヲ爲シ調査資料ノ提供ヲ求メ又ハ」「若ハ」を「又ハ」に改め「從業者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得ス」斯う云ふことに修正致しました、意味は變つて居りませぬ、それから御手許にある修正案を今一箇所修正する所があります、修正案の第二十一條の五號、原案の四、「又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ」とありましたのを此「答辯ヲ爲サス若ハ」を削りまして、「質問ニ對シ虚僞ノ陳述ヲ爲シタル者」と斯樣に訂正を致しました、訂正致すのは先づそれ丈でございます、次に修正したる理由を御報告致します、（「訂正がもう一つあります」と呼ぶ者あり）委員長はつい取落してございますから附加へて申します、第二十二條の後段に修正を加へ「職權ヲ濫用シ」と云ふ字丈を削りまして「規定ニ違反シタルトキ」と斯う云ふ事に致しました、是で委員長は全部の訂正を總つた積りであります是より修正したる理由を簡單に述べまして壇を降りますが、政府の出されました此法案は、先づ第一に戰時に於て工場を動員する規定がありまして、其次に動員する爲に工場等を使用收用すること、其收用に關する補償等の規則は勅令を以て定めると云ふことになつて居ります、第二には平時にあつての準備法でありまして、軍需品を製造するやうな必要な工場に向つては常に報告を求むること、どう云ふものが出來ると云ふことの報告を求めると云ふのが三箇條程ありまして、原案の第十條に至りまして、民間の工場中勅令に依て定めたる、資格に適應するものは、利益の保證をするとか、奬勵金を渡すとか致しまして、平時より軍國の際に役に立つやうに、軍需品の製造をすることにし、斯樣に平時の方と戰時の場合とを分けまして其以下のものは罰則を規定してあつたものであります、然るに此政府の原案に依りますと、軍需品なるものは如何なる物であるかと云ふことは分つて居り、又軍需品を製造する所の工場若くは其工場の土地とか附屬品を收用すると云ふことは、此法案で出來ますが、物品はどうするか、工場の用ゆる物品――此點に付きまして此法案を實行出來るやうになつて居るのもあるが、又一面から見ますれば、徴發令に同じやうに徴發の出來るやうになつて居りまして、此點が非常に質問があつたのであります、徴發令に依るのであるか、此法案に依るのであるか、是が餘程疑問になつたのでありまして、實際に於て委員に於きましては、此儘では活用が出來ぬと認めたのであります、で平時でありまするならば斯る不備の法案は排斥するのでありますけれども、先刻申上げました通りに、今日の時局に於ては成べく之を活用出來るやうに修正して通したが宜からうと云ふ決心でありましたが故に、大體に於きまして軍需品の事は第一條其何たるかが分ることに規定があるから宜しい、又第二條第三條に於きましては工場若くは工場の土地工作物と云ふやうなものを、使用管理收用することの出來る規定があるから、是は徴發令とは違つて居るから宜しいが、原案の第四條に至りますと物品に付ての使用收用の規定がありまして、甚だ不分明となるのであります、前に列擧してある軍需品の中には徴發令と重複して居る物もあれば、半分合つて居つて半分合はぬものがあつて、何れに依るか分りませぬから、委員會に於きましては工場に關係致しましては此動員法に依る物品を收用することに付きましては徴發令に依る、此主義を執つたのであります、必しも委員が徴發令を完全なるものとは認めて居りませぬけれども、今日現在致して居りまするのでありますからして、斯樣に致したならば牴觸をせずに法の活用が圓滑に行くであらうと心得まして、さう云ふ主義に改めましたのが。即ち第五條――原案の第四條の所で「又ハ之ヲ使用シ若ハ收用スルコトヲ得」とあるを、使用收用する事は徴發令に依て出來ることでありますから本案より削りまして、更に第七條を加へまして、徴發令に列記してない物件にして、工業動員上必要なる物は、徴發令の規定を準用致して之を收用することに致しましたのであります、一言にして之を申しますれば、工場を收用するのは本法に依り、物品に對しての收用は徴發令に依ると云ふことに致しまして、先づ圓滑に法の適用が出來ることに致したのであります、それから次に政府の原案を見ますれば徴兵令に適當した者でも、工場の技術等に長けて居りまして、兵役に從事さするよりは其方が宜しい場合には、徴兵令に拘らず工場に使用し得ると云ふ規定がありますが、其他の職工に對する規定は少しも無いのであります、それ故に工業動員法と云ふことでありまするが、工場丈の動員は出來るが、建物と工場丈が動員しても、職工が附いて行かなければ有効なる工業動員にならぬのである、而も此點に付ては政府の原案には一切規定が無かつたのであります此に於て委員會は第四條と第九條を設けまして、此缺點を補ふことに致しました、第四條に於きましては「政府ハ從業者ヲ供用セシムルコトヲ得」と云ふことに致しました、それから第九條に於きましては「戰時ニ際シ勅令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ在ラサル者ヲ徴用シテ前條ニ掲クル業務ニ從事セシムルコトヲ得」と云ふ此二條を加へまして、初めて職工に關する動員が出來、工業動員の實を擧ぐることが出來るやうになつた譯であります、それから玆に第十條を新たに加へまして――此加へました趣旨は使用又は收用に對し相當の賠償金は受くるのであるけれども、何れかと言へば收用されぬ方が工場主は喜んで居る、それを國家非常の場合即ち戰時であるから、已むを得ず收用に應じまするのであるから、縱令之に對する賠償は受けましても、是が不用になつた時分に、他の者に賣拂はるゝと云ふことは、現所有者に取つては非常な打撃であります、夫れ故に土地收用法の趣旨に準據致しまして、際限の無い長い後にならざるやう、五箇年以內位に拂下げられると云ふ時には「舊所有者又ハ其承繼人ニ於テ優先ニ之ヲ買受クル事ヲ得」と云ふ原所有者に對する保護の條文を設けることに致したのであります、是が第十條であります、それから第七條を十一條に致しましたが是は唯條文丈、第八條が第十二條となりましたので是れも修正の結果であります、此原案八條の內に「又ハ自動車」とありましたが、是は削りました、何故削つたかと申しますれば、第一條には「其他ノ輸送用物件」と云ふことが書いてある丈で、特に自動車が明記してありませぬ、一方に之を書き一方に之を書かぬと云ふことになりますと誤解を來すから、等しく自動車は輸送物件の中に籠つて居ると看做して之を削つたのであります、それから第九條は第十三條となり、第十條が第十四條になり、玆に一つ十五條を加へました、此十五條を加へましたのは先刻申上げました工場等を收用致しました時に、損害を補償しなければならぬ、此の補償の額を定むる爲の規程であります、原案に於きましては勅令の定むるところに據るとあつたのでありますが、勅令に讓るのは宜しくないから、何等か具體的のものを玆に設けて置きたいと云ふ委員一同の希望でありまして、其處で此補償價格の算定並に原案の第十條修正案の第十四條にありまする「利益ヲ保證シ又ハ奬勵金ヲ下附スルコトヲ得」とありまする利益保證の事、奬勵金の金額、それから先刻申上げました、不用拂下をする時は何程の價格で拂下て宜しいか、其の價格の決定、此の三つの金額を定めると云ふことが、第十五條に於きまして軍需評議會の決議を經て之れを定めると云ふことに致したのであります、此の軍需評議會に關する規定は勅令に讓つた譯でありますが、委員會の意見は政府にも質問致して、明瞭になつて居ります、此の評議會なるものは單純なる評議會にあらずして、官吏貴衆兩院議員並に在野の學識經驗ある所の人々を特選して、之れを任命することに致しまして、此人々の愼重なる決定を俟つて、補償其他の格を定めると云ふことに致したのでございます、是が第十五條一項二項の規定を設けた次第であります、原案第十一條は第十六條になりまして、其文中第七條とあるは第十一條、第九條は十三條と改まりました、是れ皆前の修正の結果であります、又同文中前條とありまして第十四條と改まつたのも同樣であります、それから玆に新たに第十七條を設けました、是は實業方面の人々、殊に工業會社の人人が一番恐れて居りますのは、政府が監督をし若しくは質問をし、檢査する時に事業上の祕密に立入つて、會社事業家として一番大切にして居る所の祕密を發くと云ふやうな結果になりては非常に困却致します、此れが當業者の非常に恐れて居る所であります、それで左樣な事の無いやうに、之を防ぐ法條を一箇條設けたのであります、即ち「工業的發明ニ係ル物又ハ方法ニ關シ」是は特許法等に書いてある例文其儘を出したのであります「豫メ政府ノ承認ヲ得タル事項又ハ設備ニ亘ル」ことに付ては「檢査ヲ爲シ調査資料ノ提供ヲ求メ又ハ從業者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得ス」と斯樣に定めたのであります、玆に豫め政府の承認を得たると致しましたのは民間工業家から見ますれば、特殊の祕密の發明的のものに立入られては困ると云ふ此心配がありますが、又政府當局の方から言へば、祕密に立入ると云ふぼんやりした字を書いて置けば此處も祕密である、彼處も祕密であると云ふので必要な事項を報告も檢査もさせることが出來なくなる虞があるから、豫め主務大臣

迄上申して官吏の調査檢査に方り入らしめざる事項設備の範圍を明かにするやう政府の承認を經る手續にして置きたいと云ふ事でありますから、此心配は尤もと存じ、又工業家に取りても差支ないことと存じまして、祕密事項は豫め主務大臣に上申して、政府の承認を經て技師や何にかが調査に來た時、祕密に立入つて檢査しやうとか質問しやうと云ふ時に、斷然之を拒み得る規定に致した譯であります、第十二條は第十八條となり、第十三條は第十九條となります、其處で罰則の事になりますがどうも原案は餘りに酷でありますから「五年」とありますのを「三年」に下げ「五千圓」とあるを「三千圓」に致しました、それから同條の二號にあります、「命令ニ違反シ又ハ使用若ハ收用ヲ拒ミタル者」とあるは前の修正の結果として之を削り「使用ヲ拒ミタル者」と改めました、それから更に玆に一號を加へまして三號とし「第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者」と云ふ規定を置きます、是には原案の第四條か第六條となつた結果であります次に第十四條は修正二十條となります それから同條中第十條とあるを十四條とし「三年」を「二年」に「三千圓」を「二千圓」に致しました次に原案の第十五條は修正の二十一條になります、其第一號の六條とあるのが八條になる、其處に二號として「第九條ノ規定ニ依ル徵用ニ應セス又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事スルコトヲ拒ミタル者」と云ふ規定を置きます、是れは修正第九條を一箇條增しましたから、其制裁を玆に一箇條を付けたのであります、それから其二號が三號となり、其文中の第七條が十一條となり、九條が十三條と皆な修正の結果より當然の結果として斯樣になるのです、それから原案の第三號は修正の四號となり、其文中の十條は十四條と修正になりました、それから原案の四號が修正の五號、第十一條が十六條と矢張變る譯になります、次に此本文中に「答辯ヲ爲サス若ハ」とありましたのを、自動車の法案が曩に通過を致しました際に、鵜澤君等の心付で、似た文句があつたのを削つたと云ふことで此所も削つたのであります、些細な答辯をしないのを、直に刑に問はれると云ふやうな事があつてはなりませぬから、同一方針に出たのであります、それから原案の第十六條は二十二條となり、其文中の三年とあるを二年、又三千圓を二千圓と改め、其文末に「第十七條ノ規定ニ違反シタルトキ又同シ」の規定を加へました、是は官吏が祕密の場所に立入つたり、或は官權を濫用して發明の事に干涉する事は出來ぬことになつては居りますが、之れに違反したる時の爲に、此の罰則を設けたのであります、先づ大體に於て右申上げた通りでありまする、本案を審査するに方りましては、廣く實業家の意見を徵した譯ではありませぬが、工業俱樂部と云ふ工業家が寄り集つて居る所がありますから、他の御方も御同樣でありませうが、委員長に於ては何等かの意見があらうと存じ參考の爲めに承りましたが其方面の希望と致しましては、發明等の祕密に立入り自然之れが漏洩を來し、若くは他に之を使用せられると云ふやうな事を非常に心配致して居つて、之に對する規定は是非欲しいと云ふことでありました それから補償金を定むるに當つては、どうか官民聯合の有識者を以て評議會を組織して、其決定に俟つやうの規定ある事を切に望んで居るやうであります吾々委員に於ても尤もな請求であると存じまして、其意見を玆に採用致しました、此れのみならず、工業俱樂部の希望以上に、例へば一旦收用されたものも、不用になつて拂下になる時には、舊所有者に、優先權を與へて拂下げると云ふやうな條項も規定しました、之を要するに戰時に際し政府の工業動員に支障を來さぬやうに、平時に於ては軍需品製造が民間に於て盛んになるやうに、それと同時に又民間工業其他のものの權利を侵害しないやうに、其發達を妨げないやうにと云ふ事を考慮致しまして、今申上げました所の成案を得た積りであります、尙ほ附帶の決議と致しまして、委員會は「一軍需評議會の組織は官吏、貴衆兩院議員及民間の學識經驗ある者の中より之を任命することと二、政府は勞働者保護の方針に依り職工に關する諸般の事項を規定したる法律案を提出すること、三、度量衡に關しては此の際急速に統一的の方針を以て之か遂行に努むること」尙ほ希望と致しまして、徵發令は明治十五年の布告に依つて出來たもので、今日の時勢と適はぬものもあるから、成るべく速に此徵發令の改正をして、完全なるものにするやうに希望する、と云ふ條件が一つあります、更に今一つの希望が委員より出ましたそれは兵器製造は是迄政府の獨占的事業の如く心得て、砲兵工廠其他でやつて居りましたが、既に斯の如く民間の會社に獎勵金を與へ、若くは利益保證等をなすの法律が出來て、戰時に當つて強制的に之を收用して用ひると云ふ事までの法律が出來る以上は獨占的の方針を廢めて、成べく民間に於て是等の事業の發展するやう其方針を執られたいと云ふのであります、以上委員會は全會一致を以て可決致しました、因て之に對し總理大臣の意見を求めました、總理大臣は寔に煩雜なる本法案の討議に際し、委員が周到なる考慮を煩して修正を加へられ、玆に成案を見るに至つたのは寔に謝する所である、政府は此際同意と云ふ事を言ひ得るならば言ふべきであるが、貴族院も尙ほ在る事でありまして是より以上の修正が出來れば、最も良い方に就かなければならぬことでありますから、此處に直に同意と云ふ事を言明は致し得ないけれども、委員諸君の修正したる此成案は、極めて徹底して本會期に於て成立を見ると云ふことに付ては、政府は十分に努むると云ふ事を言明されました、尙ほ本員は若し貴族院に向つて唯今の言明に違ふやうの希望などが有つては甚だ遺憾に存ずるから、政府は衆議院の委員の熱誠を諒とせられて、貴族院に於ても十分に此修正案の徹底するやうに努められんことを望むと述べまして、寺內首相の諒承を得ましてございますが、更に希望條件に付きましても政府に於て異存なき言明を得ました、單に異存の無いのみならず、軍需評議會を組織するに當つて、寺內首相は官吏、貴衆兩院議員及民間の學識經驗のある者の中より任命することと云ふ御希望でありまするが、政府の考へでは、最も關係のあるのは大工場主である、此大工場主と云ふやうな者も代表的に委員の中に入れて、成るべく圓滿に此軍需動員の目的を達して、軍需品の製造發達を期することに致したいと存じて居ると云ふ言明でありました、私は要領として是丈御報告致したならば宜しからうと思ひます、尙ほ御不審の點があれば答辯致しますが、普通の案に對して私共が努めましたよりは、最前申上げました通りに、今日の時局に於ては必要なる法案であらう、從つて他の爭議の問題と離れて、假令不完全なる原案を完全と迄は致し兼ねるとしても、其運用に差支ない丈に修正したいと云ふ考で、此成案を作り得たのであります、而して此の修正案は一黨一派の同意に非らずして、各派より御出でになつた所の委員諸君が、熱誠審議滿場一致可決する所となつたのでありますから、本會議に於きましても、何卒滿場一致御贊同あらんことを切に希望する次第であります。

○議長（大岡育造君） 本案の二讀會を開くや否やを諮ります。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議ないと認めます、依つて本案は二讀會を開くに決しました。

○岩崎勲君 直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告通り、即ち委員會の修正議決の通り可決確定せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議が無ければ直ちに第二讀會を開き議案の全部を議題と致します。

軍需工業動員法案 第二讀會（確定議）

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議は無いと認めます、依て本案は三讀會を省略して可決確定したることを宣告致します。

○江藤哲藏君 選擧法改正案の委員會を開きたいと思ひます。

○議長（大岡育造君） 許可致します。

○江藤哲藏君 委員諸君の御集りを願ひます。

○議長（大岡育造君） 日程第二、北鮮、裏日本連絡航路延長に關する建議案を議題と致します――提出者櫻井兵五郎君。

第二 北鮮、裏日本連絡航路延長に關する建議案（櫻井兵五郎君提出）

北鮮、裏日本連絡航路延長に關する建議案

北鮮、裏日本連絡航路延長に關する建議

政府は北鮮と裏日本と聯絡の爲航路補助費を支出し元山、淸津、敦賀間の航路を開始せしめむとするは洵に時宜に適したる處置と認む然れとも單に之を元山、淸津、敦賀或は舞鶴間に止めむとするは眞に該聯絡を完うする所以の途に非す故に更に進むて裏日本の中樞たる七尾及伏木迄該航路を延長せむことを望む

右建議す

〔櫻井兵五郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○櫻井兵五郎君 諸君、北鮮と裏日本の聯絡航路延

長に關する――建議の趣旨を大體申述べたいと思ひます、本案の要旨と致しまする所は、北朝鮮と裏日本との交通の途を開きたい、北鮮及び裏日本の交通を完全に致したい、更に進んでは日本内地と並に此北鮮を通じて、滿洲及びそれ以北の交通を開きたいと云ふのが本案の要旨であります、御承知の如く現在は主として關門より釜山を通じて朝鮮及滿洲に參る所の交通が開けて居る譯でありまするが、是よりも日本海を横斷する所の航路を開きましたならば、是が距離に於て最も近いのであります、其距離の比較を申しまするならば、大阪より北朝鮮の清津に至る所の航路の浬數は八百九十八浬、然るに此北陸の七尾港より清津に參りまする所の浬數を調べて見ますれば四百六十八浬であります、其差が四百三十浬もあるのであります、又元山に對しましても百八十一浬の差がある、京城に對しても九十浬の差があると云ふ譯でありまして、日本海の横斷航路を開きましたならば、非常に朝鮮との距離が近くなる、殊に清津より會寧に至る所の鐵道が近來開通を致しましたが、それより先き即ち吉林に至る所の鐵道の開通を見るに至りましたならば、長春に達する最も近い通路になる譯であります、斯樣な次第であつて、距離に於て日本海を横斷すると云ふ航路を開くことは裏日本と滿洲の關係を密接にするの最も捷徑の道であります、又一方物資の關係を調べて見ますれば、内地より彼の北鮮の方へ參りまする物には、米、茶食鹽、味噌、醬油、淸酒、或は木綿、石油、器械、陶磁器等非常に澤山の物が向ふの方へ參る、燐寸の如きも非常に大きな額であります、又彼地より此方に運びまする物に於ては、大豆、主として肥料にする所のものでありますが、生牛、豚、魚類と云ふやうな物資もあるのであります、此航路を開くや否や直ちに經濟上此航路が引合ふとは申されますまいけれども、將來に於て此裏日本と北鮮との經濟關係か密接になるに從つて、此航路も後に獨立する見込を持つて居る次第であります、是は多年此兩關係地方即ち裏日本並に北鮮地方の輿論でありまして、此航路の開けることを、切に兩關係地方に於て希望を致して居つた次第でありまするが、政府は茲に見る所がありましたか、此一部とも稱すべき航路、即ち淸津と元山より敦賀に至る航路を開くべく、大正七年度に於て朝鮮總督府より二十一萬七千六百八十九圓と云ふ補助費を出して、此航路を開くと云ふ案を出されたのであります、此案は即ち淸津元山より敦賀に達すると云ふ丈に限定をせられて居る、併ながら本員の考へまするのに、是は單に敦賀に達する丈であつては、裏日本との交通を――完全に交通關係を完全に開くことが出來ない、寧ろ敦賀に達すると云ふことは、即ち敦賀より大阪、京阪地方、近畿方面此方面の交通關係を目的として居るやうに思はれる然らば則ち是は一部分である、殊に近畿地方は關門を通じて、現在朝鮮に至る所の便宜の交通機關を持つて居るやうな譯であります、而して更にそれよりも不便を感じて居りまする所の方面は、此北陸地方並に信越線を通じて、東海東山でありまして、此聯絡が最も切要である、此聯絡の途が開けて、始めて裏日本並に内地と北鮮及滿洲との聯絡を全うせられる譯であります、此航路をして單に敦賀に止めず、之を七尾及伏木に延長し、以て信越線との聯絡を圖りたいと云ふのが、此處に航路延長と稱して此建議案を提出した所以であります、本來は此裏日本の中樞と、北鮮との聯絡航路を要旨とするのでありますけれども、既に政府に於て此の敦賀迄の航路を開通することに決したる故、之を延長すると云ふやうにする方が早い、直ちに大正七年度より實行が出來る現に政府が此航路補助費を與へるに付て、條件の一つの箇條に、即ち之を條件に揭げて居らるるのである、と云ふのは「政府に於て必要と認むるときは本航路内に於て寄港地の增加又は變更を命ずることあるへきこと」此條件を附して二十一萬餘の補助金を與ふるのであります、故に此項を適用するならば、直ちに七尾及伏木に延長することが、大正七年度に於て實行が出來ると思ひます、此方が捷徑でありますから、航路延長に關する建議と云ふ名稱を用ひた次第であります、併ながら本案の要旨は前申す通り飽迄も裏日本及び北鮮の直接關係、並に内地と北鮮を通じて滿洲と西比利亞の最も近い道を開きたいと云ふのが本案の眼目であります、又軍事上から考へましても、第九師團をして吉林に出づる鐵道を將來開く時が來ますれば、長春に達する最も捷徑でありますから、軍事上に於ても最も便宜尠なからざるものと信じて居る次第であります、願くは諸君の御贊同を得て、以て此建議の趣旨を速かに實現せられんことを、切に希望する次第であります。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議は無いと認めます、即ち本案は議長指名九名の委員に付託することに決しました、日程第三、煙草元賣捌事務を市町村に委託するの建議案を議題と致します、綾部惣兵衞君。

第三　煙草元賣捌事務を市町村に委任するの建議案(綾部惣兵衞君外一名提出)

煙草元賣捌事務を市町村に委任するの建議案

煙草元賣捌事務を市町村に委任するの建議

市町村の負擔を輕減するは刻下の急務とす惟に煙草元賣捌の事務たる甚た簡單にして而も確實に相當の利益を齎すを得へし故に本年六月煙草元賣捌人指定の更新を機とし該事務を市町村に委任し從來の例に依り其の取扱手數料を市町村に交付し以て其の負擔輕減の一助たらしむへし

右建議す

〔綾部惣兵衞君登壇〕

〔拍手起る〕

○綾部惣兵衞君　煙草元賣捌事務を市町村に委任するの建議案、本建議に付きまして極めて簡單に提出の理由を申述べます、近來市町村の負擔は益々重くなりまして、何れも其苦痛を訴へて居るのであります、其市町村の負擔をして輕からしめんと云ふのが本案提出の理由の大體であります、市町村の負擔をして成るべく輕減せしめ、而して此財源の一種となるべき者に致したいと云ふのが、此煙草元賣捌事務を市町村に委任するの建議の趣意であります此煙草の元賣捌事務を市町村に取扱はしめまして而して其取扱たる市町村に對して、從來與へる所の手數料を市町村に交付して、市町村の財源を豐富ならしめたいと云ふのであります、此事は昨日秦豐助君より御建議になつて居ります、又前川虎造君よりも御建議になつて居ります、大體私の建議致しましたる趣意も秦君の御建議も前川君のも、同一でありますから私は多くの理由を述べませぬ、唯々異なるものは秦君のは、市町村及公共團體となつて居つたのでありますが、此公共團體を削りまして、本員の提出しましたのは、市町村に委任するの建議であります、前川君のと全然同一意味の建議であります、本年六月は此煙草元賣捌人の更新の期でありますから、此更新の期に於て此建議の趣意を實行したいと云ふ考で、本案を提出したのであります、願くば昨日の二案と同樣の趣意でありまする故に、滿場一致の御贊成を得たいのであります(拍手起る)

○議長(大岡育造君)　此案に付きましては質疑の通告があります、赤間嘉之吉君。

○赤間嘉之吉君　簡單で御ざいますから此席から…

○議長(大岡育造君)　宜しう御ざいます。

○赤間嘉之吉君　唯今綾部君の御説明を伺ひましても、此建議案を見ましても、昨日秦豐助君外十名から提案せられて居ります所の建議とは、内容が違つて居ります、今綾部君も御説明になりましたやうに本建議は煙草賣捌事務を市町村に委任すると云ふことになつて居ります、秦君の建議は市町村其他之に準ずべき公共團體となつて居つて、取扱はしむる團體の範圍が餘程廣くなつて居ります、前川君の案ととは同じやうで御ざいますけれども、前川君の御説明の中に於ては、委員會に於て交讓の餘地があらうと云ふことを仰しやつたやうに記憶して居ります、さう致しますると此市町村と云ふことに、公共團體を附加へても宜しいことになるかも知れぬと思ひますから、昨日は質問を致しませぬでしたが、唯今の綾部君の御説明では、範圍が最も狹く限定されて、單に市町村と云ふことになつて居ります、で市は勿論宜しう御ざいませうが、町村に取扱はして果して町村が利益を得る事が出來るかどうか、今の御説明にもある通り、市町村の負擔を輕減すると云ふのが本建議案の大體の御目的である、所が町村に取扱はしむるれば必ず利益を得るものと御信じになつて居るでありませうか、どうでありませうか、之を市町村に取扱はしめますると、市町村は煙草を保管する爲に倉庫の設備もしなければいくまいと考へます、又煙草の小賣なるものは申す迄もなく、非常に機敏なる活動をしなければならぬと云ふ商賣ではなくして、客の來るのを待つてぢつと座つて居ると云ふ風の仕事であつて、多くは老人若くは婦人の内職同樣にしてやつて居るものである、隨つて此煙草の仕入なるものは、小賣人自ら賣捌人の所に行く事は出來ない、現在に於ても各地共に元賣捌人の所から車を挽かせ、或は擔がして小賣人の所に配達をして居り

ます、各市町村に斯う云ふものを取扱はして、實際に市町村が倉庫を設備し、或は車を挽いて廻ると云ふことが出來ませうかどうでありませうか、秦君建議のやうに廣い意味の公共團體になりますれば、大きい町村は自らやることが出來ませうが、小さい町村は斯う云ふ事をやつては決して引き合ふものでない、必ず損失を招きまする、小さい町村で煙草の配達人を置いて、常に廻らせて置くと云ふ風のことは出來ないので御ざいます、それ丈の需要は無い、大きい區域になりますると云ふと、販賣人に日々車を挽かせて廻らして置いても宜いのでありますが、斯う云ふ狹い範圍で以て、果して收支償ふと御確信があるかどうか、之を提案者に伺つて置きます。

○綾部惣兵衞君　唯今の御質問は大分長いやうでありまして、少しく要領を聽き損なつて居る所があるか知れませぬが、本建議案は市町村及公共團體と秦君のはあるのであります、其公共團體と云ふ點が、秦君のと私の建議と相違致して居る、其他は大體同一のものであると唯今私は演壇に於て述べたのでありますが、實は細かい事を申上げたいのでありますけれども昨日秦君及甫川君から細かく御述べになつて居りますから、私は極めて簡單に申した爲に徹底しなかつたかも知れませぬがさう云ふ意味でありますそれから市町村に依て其委任事項を受けて合ふか合はないか、車を挽いて歩くのかどうだと云ふやうな細かい御意見に對しましては、委員會に於きまして十分御質問に御答を致しまする、尙委員會に於て國民黨の提案及政友會の提案と、私の提案と其時に研究致しまして、大體意見は一つものなんでありますから、便宜にして實行の出來得る方法を執る考でありますから、其邊は御懸念なく御贊成を願ひたいのであります。

○岩崎勳君　本案は秦豐助君外十名提出、市町村其の他公共團體に煙草元賣捌事務委任に關する建議案外一件の委員に、併せて付託せられんことを希望致します。

「「贊成々々」の聲起る」

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はないものと認めます、仍て動議の如く決しました、日程第四、支那人教育の施設に關する建議案を議題と致します。

第四　支那人教育の施設に關する建議案（高橋本吉君外五名提出）

支那人教育の施設に關する建議案

支那人教育の施設に關する建議

東洋の文化を開發し以て人文の完美に貢獻すへきは吾國の責任なり殊に支那人の教育を助長するは善隣の誼を敦うし東洋の平和を確保する所以の急務たり政府は速に之か適當の施設を爲さむことを望む

右建議す

○議長（大岡育造君）　建議者高橋本吉君。

「高橋本吉君登壇」

「拍手起る」

○高橋本吉君　單に此第四十議會のみならず、我國の議會に於きましては、常に支那に對する問題が外交問題の中心となつて論議せられて居ります、當議會に於きましても、是が爲めに或は不信任案を提出せられ、又或は澤山の質問が出たのであります、併し此總てを通じて其處に一貫したる精神が現はれて居る、それは何であるかと言へば、日支親善、支那と日本と互に提擕して行かなければならぬ、此精神は攻撃をする方も質問をする方も異論のない所であります、寔に是は必要なる事柄でありまして、日本の國民全般の聲であると申しても宜しいと云ふことは、爭ふべからざる所であります、然るにも拘らず此の如く議論の種になると云ふものは、其親善が思ふやうに即ち理想的に實現せられてない、其點に於きまして尙多少の遺憾がある、多大の遺憾があると信ずるから、其處に爭があるのであります、本員等も此親善の必要と云ふ事を認むる點に於ては、決して人後に落ちないと信ずるのであります、而して此問題に就きまして、單に攻撃をするよりも、進んで如何なる所に其親善の行はれぬ所の原因があるかと云ふことを見出して、其原因を取り去り、而して之を親善に向はしむると云ふことが、最も必要なることであらうと存じます、故に本員等は今茲に此建議案を提出した次第であります、餘り古い歷史を繰返す譯でありませぬが、我邦の文明が支那から來た、而して其文明を日本が更に發達せしめ、又之に日本の創見「ヲリジナリチー」を加へて、而して一方は西洋から來た文明を融和して、さうして東西の文明の調和を取つたと云ふことは、我日本が世界人類の文化の上に貢獻した一の美なる點と致しまして、是は日本が自ら誇つて宜いのみならず、又世界の各國も之を認めて居るであらうと思ひます、併しながら吾等の任務は是れで足りて居るかどうかと云ふことを考へて見ますると、東洋の文明と云ふものには尙大に伸張すべき所の多大の要素を持つて居ります、而して其自然の要素を發達せしめ、尙之を醇化すると云ふ事は、獨り日本のみならず、支那即ち東洋に於ける兩獨立國の相互の責任であると私は信ずるのであります取り分て世界の大勢が此大戰の後殊に昨今獨逸の勝利に依りまして、東洋の平和が攪亂せられんとしてある場合には、支那と日本との親和の必要即ち日支親善と云ふことには一段の急を加へて來たと云ふことは、日本のみならず支那の人々も之を認めて居ることであります、而して其親善の聲が非常に高いに拘らず、實際に於て其親善に遺憾があると云ふのはどう云ふ譯でありますか、之を翻つて少し前に遡つて考へて見ますると、支那は元々國が非常に大きい、且つ又古い文明を持つて居りますから、自然他の外國を見ると殊に低く見え、それで中華の大帝國を以つて自ら居り、西夷南蠻と云ふ風に西洋の文明を甚だ卑下して居つた、それが爲めに支那自身が多大なる損をしたのみならず、又東洋全體として非常なる損を受けたのである、然るに彼の團匪事件に依りまして、支那人は大に覺醒した、殊に西洋文明の大に重んずべきことを知つて、而して其西洋文明を早く受入れて、東洋の文明國と呼ばれる日本は、流石一日の長あると云ふことを認めた爲に、此團匪事件の後と云ふものは、支那の學生が大に日本に來て學問をするやうになつた、又日本の教師を招聘して行く、或は顧問を招聘して行く、或は陸海軍の將校が頻りに支那に招聘された、それが爲に日本の言葉は支那の內地に迄行渡り、北京あたりに行きますると今日でも支那の上流社會政府の大臣などの中には、通辯なしで日本語で語が出來ると云ふやうな有樣になつて居る、是が爲めに貿易上經濟上等に於ても、亦少なからず相互に利益を得て居ると云ふことは、是は爭はれない事實であります、眞に同慶の事で、然も此際に當りましては、日本にも支那にも日支親善と云ふ言葉はなかつた、然るに此所數年前から日支親善と云ふ新しい誠に立派な熟字が現はれて來て其熟字が多く行はれ、其聲が高くなつて居るに拘らず、日支親善の實は甚だ薄くなつて來たと云ふことは、諸君と共に誠に遺憾に堪へない次第であります、勿論一方から考へて見ると、支那の澤山の留學生が其の本國に歸つて相當の地位を占め、今申上げた通り大臣にも澤山になつて居ると云ふやうなことでありますから、最早顧問の必要もないことであらうとも思はれる、又一方に於きましては、其歸つた學生が學校の教師となり、新らしい學校が澤山出來て居る、此上最早教師の必要もないであらう斯う云ふ風にも思はれますが、併て實際を調べて見るとどうであるかと云へば、支那ではまだ〳〵外國から學問を取つて居ると云ふ事實が澤山あるのであります、今支那にある所の學校にして、外國人の經營になつて居る所の學校の數は甚だ多いのであつて殆ど千に近い、さうして之に學んで居る所の學生と云ふ者は、大學から小學校までを合せると彼此七十萬あると云ふことであります、私は其小學校教育に關する方面は今日之を申すのではありませぬが、高等教育に携はつて居る所の外國人の經營して居る學校を、一つ見たいと思つたのであります、さうしますると宗教家の手に依て經營せられて居る所の高等學校又は大學、或所に於いては日本の高等程度の學校を大學と唱へて居る、丁度日本の私立大學と同樣の程度のものであります、又或は日本の大學と同樣の程度の大學もあるのでありますが、之を合せて見ますと、米國の教會が持つて居る所の大學に學んで居る生徒の數は三千七百七十六人、英國の經營に屬して居る宗教の大學に學んで居る者は三千七百六十七人、それから更に英國と米國とが協同して立てゝ居る所の「ユニオン」大學、即ち協同大學、之に學んで居る所の學生が千九百十九人、之を合計しまするト九千四百九十二人であります、一箇年に卒業する大學の學生と云ふものは二千人から西洋人の大學より出るのであります、私が此數字を申上げる意味は事實に就て申すのでありますけれども、私に是丈の宗教家が支那に來て居りまして、人道の見地の上から實に犧牲獻身の覺悟を以て、東洋の開發に從事して居ると云ふことに向つては、多大の敬意を拂ふ者であります、獨りそれのみならず翻つて明治の初年に當つて「フレベツキ」「ノックス」「ヘボン」等の諸博士が日本に來まして、日本の文化の今日あらしめることに向つて、大なる貢獻をされたと云ふことは、今と雖も記憶に新たにして感謝に堪へないものであり

ます、それ故に吾々の思想は排外的見地から見るとか、競爭的見地から之を述べるのではありませぬ、全く人道の方面から見まして、又更に進んでは吾々は支那人と相提携して、東洋の平和を兩肩に荷つて行かなければならぬ所の國民である然るに其の高等教育を斯の如く外國人の經營に委して知らぬ顔をして濟みますか、實に吾々は責任を盡して居らぬと云ふことを感ずるから、茲に此建議案を提出致した次第であります、更に進みまして暫くの間諸君の清聽を煩したいのは、此支那に於ける外國人の經營して居る大學が、如何なる有樣にあるかと云ふことを、極く概略申上げて見たいと思ひます、此頃日本は山東に勢力を得て、山東から濟南迄は日本の勢力範圍に屬して居ります、併ながら未だ日本の經營になつて居る所の高等學校又は大學と云ふものは山東には無いのでありますが、足一度濟南に入りまするど、其處に齊魯大學、或は山東基督教大學、昔し齊と魯の國のあつた跡に建てた大學、而も其場所は舜が耕して居つた歷山の裾野に當りまして、日當りの宜い所である、之に持つて行つて齊魯大學と云ふ立派な大學が出來て居る、是は米國と英國人の協同であつて其起因は獨逸に對する勢力の競爭から英米互に一致して當ると云ふ事でありますが、兎も角其昔濟南濰縣、靑州と三つに分れた、それを合併致しまして昨年から齊魯大學となつて濟南に在る、其建物は輪廓が堂々たるのみならず、其組織總てが洵に西洋風の大學であります、日本の私立大學の校舍や設備とは到底比較すべきものでない程に整理したものであります、之に居る所の學生の數と云ふものは、中々侮るべからざるものがあります、即ち合計五百八十五人、さうして其中には西洋人の教師ばかりが二十三名、斯う云ふ形であります、さうして學科は文科師範科、神學科、醫科學——醫科大學と云ふのは元は北京に在り、又南京に在り、漢口に在つた、斯う分れて居つてはいかぬから、之を一所にして澤山の金を注いで立派な大學にしなければならぬと云ふことになりまして、今力を協せてやつて居る、彼等の此意氣込は是は洵に吾々の敬服しなければならぬ所のものであります、併して其創立を繹ぬれば、明治四十三年と云ふことでまだ短かいものであります、それから更に轉じて南京——支那の政治上の一中心點、勢力の一中心點たる南京に行きまするど、金陵大學と云ふ立派な大學が出來て居る、此校長となつて居る人は「ボーウヰン」と云ふ實に人格の高い亞米利加の宣教師であります、其金陵大學は文部理科師範科と云ふものがありまして、更に農科を有つて居る、而して此農科は吾々が大に注意を拂はなければならぬ所のものであります、農科大學の中には或は今の所はまだ細菌學とか、農政經濟農藝化學と云ふものでありますけれども、此の農科大學を揚子江沿岸に持つて行つたと云ふことに對して、支那人は非常に喜んで居る、さうして支那中央政府は之れに補助金を與へ、又江蘇省が之に年々補助金を與へ居る、其の外實修林の土地は唯呉れて居ると云ふ有樣である、吾々は此南京邊りのところは織物の產地位に心得て居つたが、斯の如くあの邊に於て外國人の設立して居る學校に農科を置いて居ることを歡迎せられて居ることは、吾々忘るべからざることであると私は信ずるのであります、それから上海に行きますれば、流石に古い中心地でありまして、此のところには大學は又澤山ある、其の中で最も整備したものは聖「ジョンス」大學でありまして、是は明治十二年の創立に係つたもので、生徒は約五百人居る、中々盛んなものである、一々數を申上げましては御倦怠を來すか知りませぬから、後は略して置きます又蘇州に行きまするど蘇州東呉大學と云ふ古い大學があります、是も隨分盛大を極めて居る、漢口武昌の間に於いては文華大學がある、斯の如く至る所にあります、更に進んで足長沙に入れば最も亦其處に注意すべき所の大學がある、湖南の長沙、此湖南は日本とは非常に大なる極めて趣味深き關係のある土地であります、彼の第一革命の首唱者であつた黃興又蔡鍔、是等の人の眠つて居る所の湖南の岳麓山であります、此岳麓山に登つて湘江を隔てゝ——長沙を見る時に方つて、長沙の市街を壓して建つ所の赤煉瓦の大きな建物がある、是が「エール」學校で、長沙に於ける所の大學であります、さうして其大學の校舍は——大學其ものゝ校舍と云ふものは、左程大きくない、僅かに四萬弗掛けて居るが、併し醫科大學となるべき病院の學堂校舍は四十萬弗を費した大輪奐である、さうして其學生に對する教育の仕振りは、特に注意しなければならぬことは、亞米利加から「エール」大學の若い卒業生が來て、支那人の學生と寢食を共にして居る、支那人の性格を全く亞米利加的にしやうと云ふ考を以て半ば成功しつゝあることを見るのは、私の大に愉快に堪へないことである、其昔湖南の健兒が日本に來つて、日本の自由の思想に觸れ、日本の新文化に觸れて、支那の革命を唱へた、而して今は「エール」が此地に斯の如き大なる大學を有つて居ることは、是も吾々は東洋の將來の爲に慶し且つ欣ばねばならぬことであらうと思ふのであります、而して此所に日本人がどの位居るか、何をして居るかと云ふに僅かに開業醫が居る其外は語るを止める方が宜いやうな狀態であります湖南の長沙と日本との關係が斯くの如くであると云ふ事は、日本人として私は甚だ慨嘆に堪へなかつたのであります、北京に入りまするど其處に大きい外國人の大學のあると云ふ事は、是は申すまでもない滙文大學などは「メソヂスト」の建てたる大きい大學で、又宗教と關係を離れまして醫學の方に於て協和醫學校がある、是は「ロックフエラー」財團の金を以て建てた大學で今豫王府と云ふ王樣の邸を買つて之に建築をして居る、是は特に申上げたいのは、先達て追加豫算を以て同仁醫院の補助金を追加されました、其同仁醫院の病院と今建築しつゝある所の「ロックフエラー」財團の醫學校の醫院とを比べて見ましたならば、實に非常な違いであります、吾々の住居と三井三菱の住居と違ふ位に兩方の平均が出來ない、どう云ふ風に支那人の眼に映るかと云ふことは、吾々が追加豫算を見ながら實に耻かしい思がしたのであります、更にもう一つ是非聽いて戴きたいことは、北京に於ける精華學校であります、是は昔精華園と云ふ王邸のあつた所に建てた學校でありますが、此學校こそは支那に對して非常なる新紀元を——支那人の科學に對して新しい紀元を開いた學校であります、それは明治四十一年に諸君の御承知の通り、亞米利加に於きまして團匪事件の賠償金の殘餘金を支那に向つて還してやる、斯う云ふ決議を致しました、其額は一寸一千萬弗、其代りに條件がある、此金を還してやるが御前の方では其金の中の一部分を以て、亞米利加に留學生を御送りなさい年々百人宛初めの四箇年には百人宛、それから後は其團匪事件の償金の切れて無くなる迄の間、毎年少くとも五十人送ると云ふことの條件である、而して此學生の資格は寔に面倒な條件を附けた、知識が優れた者でなければいかぬ、體格の優れた者でなければいかぬ、人格の善い者でなければいかぬ、門地の善い子供でなければいかぬ——支那では家柄即ち門地と云ふものを八釜敷く言ひます、總てさう云ふ風な事柄を調べ上げて、さうして非常に嚴格なる試驗を通した學生を亞米利加の大學で教育をしてやる、斯う云ふ事になつたのであります、併しそれが爲に亞米利加の大學に入れる丈の豫備教育を施さなければならぬ、此豫備教育は支那に於てやるべしである、そこで北京に持つて往つて其豫備教育を施す所の即ち中學程度の教育、高等學校の程度の教育を施す爲に新しく建てられたのが此精華學校でありまして、其開校は明治四十四年であります、校長は支那人でありまして、さうして支那の外務省と文部省と兩方から力を協せた所の監督の下に置かれてある、其現在の學生は高等科に於ては二百三十三人、中學校に於ては三百三十八人、既に卒業した者が高等科が百六十六人——尤も此卒業生は百六十六人でありますけれども先程申した所の條件に依て支那から米國に往つて居る留學生の數はそれとは違つて、此學校の卒業生の出ない中に、一般から試驗で採つてありますから、既に千餘人に達して居ります、外國人の經營に係る學校が斯の如き狀況に在る時分に、日本はどれ程の教育を支那人に與へて居るか、僅に南の方の上海に東亞同文書院が在るのみである、是が日本の經濟上或は日支の經濟の關係に於て貢獻した事が多大であると云ふことは、我等も之を認めるけれども併ながらそれは日本人を教育して居るので、支那人を教育して居るのではない、今日其必要を感じて新に支那人を加へることになつて、先頃五十萬圓の追加豫算を出されたと云ふことは、吾々大に歡迎する所であります、併ながらそれは支那人の教育としては中等程度のものであつて、到底今私が申上げた所の外國民の教育事業とは比較にならぬと思はなければならぬ、而して今議に外國人の教育事業と比較になるのは、奉天に在る所の南滿洲鐵道の經營して居る所の彼の南滿醫學堂であります、是は外國人の方でも頗る評判の好い學校でありまして其生徒の數が三百人、丁度支那人と日本人と半々になつて居りますそれでありますが、其經費はどれ程掛るかと云へば左程多額を要して居りませぬ、學校の建築費が四十二萬圓、それから創立以來の經費の總額が明治四十四年から大正五年の終迄に使つたのが六十萬圓、

併せて百萬圓――百萬圓あれば是程立派な高等學堂が出來るのであります、而して一箇年の經費が最近に於て擴張せる所の機械等を含んで十四萬圓と云ふ金であります、さうして病院の方に於ては收入と支出とを差引いて、殘の三萬圓宛年々出して居ります即ち是程の學校を經營するのに、百萬圓位の金を持ち、年々十萬圓位持つて居れば、立派に經營して行けると云ふ計算であります、そこで本員等は若し出來る事であるならば、否出來る事であるならばでなしに、是は出來し得るものと信じますが、北京とか或は揚子江の沿岸等に、日本人が日本國民の後援に依て、支那人の學生に高等教育を施す所の學校を切めては一つ宛なりとも建て、捧げたいのであります是は日本の爲に建てゝ置くとか、日本人にやらして置くとか、そんな吝臭い事ではいかぬ、之を此方から建てゝ支那人を教育する爲に捧げたい、校長は支那人でも宜い、教師も支那人でやつて行けるならば結構である、併ながら若し出來ないならば日本人が往つて、教授の勞を執るも宜い、兎に角我等は兄弟である、此學校に入れば支那と日本との界は無いと云ふ風にやつて行きたいと思ふのである、之を政府事業としてやらば支那人は歡びませぬ、併ながら議會の建議に依て日本國民が拵へてやると云ふことでありましたならば、支那國民も之を歡迎することは疑はぬのであります、是が即ち建議の精神の一つ、他の一つの精神は日本に來る所の學生に對する待遇の仕方を改めたいと云ふのであります、明治三十九年四十年頃には東京邊には一萬以上の支那の留學生が居つた、私は丁度其頃亞米利加から歸つて來て、私も留學生返りの身で支那の留學生を見た時分に、非常に私は同情の念に堪へなかつた、東京邊では「容有房子」即ち明間ありと云ふ札を貼つて、支那人を歡迎して居るが、其歡迎の仕方が實に違ふ、日本の私立學校が澤山の支那人を歡迎して、それに依て學校の收入を增すと云ふやうな事實もありますが、其教育の仕方が違ふのであります、私は憲政會の關君等と同じく「プリンストン」の大學で、總長「ウイルソン」博士の下に學問をした、其時に總長が吾々に斯う云ふ事を言つた、君等が日本に歸つてする所の仕事は、人道の爲に、人類の幸福の爲に亞米利加に居る學生よりも、もつと大きな効果がある……

〔私語する者多し〕

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

○高橋本吉君 即ち亞米利加の教育は人道に對する貢獻と云ふものを目的として教育して居ると、斯う云ふことを云つたのであります、日本が支那留學生に對して、果して斯の如き高尙なる理想を以つて教育して居つたかどうかと云ふことは、私は大に研究しなければならぬと信ずるのであります（拍手起る）日本の爲めに支那人を教育すると云ふことでありましたならば、支那人は之れに對して感謝は出來ない、私は支那人の爲に教育することが、即ち東洋の平和の爲であると信ずるのであります、是れは軈て日本の爲であると信ずるのであります（拍手起る）それ故に支那から來る所の留學生に對しては、日本人がもつと溫かい情を持つて之を引受けなければならぬ、出來るならば餘り下等な下宿屋や或は如何はしい生活をさせてやらぬやうにして、吾々の日常の生活に觸れさせて、さうして如何にも之を溫く、恰も自分の故鄕に歸つたやうな心持を有たせるやうにして引受けてやりたい、日露戰爭中私共は海外に居つたのでありますが、日本が勝つたと云ふ電報の來た時分には、非常に嬉しいが、常陸丸が沈んだと云ふ電報の來た時分には、靜に自分の部室に閉籠つて居つたやうな譯である、是と均しく支那留學生も自分の國は內亂が引續いて起つて居る、何處で斯う云ふ事があつた、彼處で斯う云ふ事があつたと云ふ事を聞いたならば、中々堪らぬ心持であらうと思ふ、それが叔父さんの家にでも居つたやうな風な、或は叔母さんの家にでも居つたやうな心持であるならば故鄕に歸つた時分に、決して日本の惡口を言ふものではありませぬ、日支の親善は此に於て善く行はれる、私は今度支那を回つた時分に、其書生時代に一緖に飯を食ひ、一緖に寢起きをした人々に會ひましたが、手紙は長いこと取遣り致しませぬが、會つて見ると心持は變りませぬ、どうしても日本人は支那人に對して兄弟のやうな溫い心持を有たなければいかぬ、それ故我々は建議しましたのは、東京其他に來て居る學生諸君の學ぶ學校は、文部省で注意するが宜い、取締と言ふのではない、取締は禁物だ、支那人の教育を効果あらしむるやうに注意して戴きたいと云ふのであります或は寄宿舍其他適當の機關を設けて、出來るならばさう云ふ處に彼等を容れて、さうして日本の上流社會と接觸させる、又は經濟或は實業の方面、或は又製造工業とか云ふ方面の學問をして居る學生があつたとすれば、學校で學問した許りては何にもならぬ、是等の人が實際事業に紹介をしてやり、又之を受入れて教育をして眞に立派な者に仕上げると云ふことをして戴きたい、今現在日本に於きまして、或る奇特なる感ずべき人が、昨年來私力を以て支那の學生を日本の善き家庭並に、實業社會に紹介してやり、或は事業を招待して見せるとか、斯樣な仕事をして居る者があるから、私は之に向つて非常な敬意を表して居ります、又基督教靑年會の如き斯かる仕事をやつて居る、而も之は誠に御羞しいことには、亞米利加人の寄附に依て成立つて居る斯樣なことを考へ來りましたならば、吾々は屢々此處の問題になる所の日支親善相互に理解することを致します上に於きまして、支那の內地に於て又日本の內地に於て、是以上に澤山に改良をしなければならぬ事がある、施設をしなければならぬ事柄がある、それは或は個人に依て行はれ、或は團體の寄附に依て行はれることが出來ますけれども、國の聲として、國民の要求として之を政府をして行はせたいと云ふのが、此建議案の趣旨でございます、誠に長らくの間諸君の淸聽を煩はしたことを切に感謝致しまするると同時に、此問題は黨派の問題でありませぬから、滿堂の御贊成を得て此志を達したいと云ふことを御願ひ致します（拍手起る）

○岩崎勳君 本案は議長指名を以て九名の委員に附託せられむことを望みます。

〔「贊成々々」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議は無いものと認めます、仍て本案は議長指名九名の委員に附託することに決しました。

○岩崎勳君 再び議事日程變更の緊急動議を提出致します、即ち此處に藤澤幾之輔君外四名の提出、衆議院議員選擧法中改正法律案及び高木益太郎君外五名提出衆議院議員選擧法中改正法律案、此兩案の第一讀會の續きを開き、一括して委員長の報告を求め且つ其審議を續行せられむことを希望致します。

〔「贊成々々」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君） 日程變更に御異議は無いものと認めます、仍て日程を變更して、衆議院議員選擧法に關する委員長の報告を求めます、委員長江藤哲藏君。

衆議院議員選擧法中改正法律案（藤澤幾之輔君外四名提出） 第一讀會の續（委員長報告）

衆議院議員選擧法中改正法律案（高木益太郎君外五名提出） 第一讀會の續（委員長報告）

〔江藤哲藏君登壇〕

〔拍手起る〕

○江藤哲藏君 衆議院議員選擧法中改正法律案の委員會の結果及經過を御報告申上げます、此の委員會に付託せられましたのは、所謂憲政會案國民黨案政友會案、それと政府案との四案が付託せられたのであります、委員會を開きますることが六回でありました、最初の四回程は委員と政府との間に、又委員と提出者との間に質問應答を重ねまして、愼重に審議を致しましたのであります、併ながら此選擧法の內容中に大選擧區制を認むるものあり、小選擧區制を認むるものもありまして、篤と審査を遂げまして、一致點を見出したいと云ふ委員會の希望でありまして、特別審査委員を八名程設けたのであります、そこで所謂小委員會なるものを開きますこと二回でありまして、懇談に懇談を重ね熟議を致しましたけれども、何分にも一致點を見出すことが出來ず、小委員會に於ては何等成案を得ることが出來なかつたのであります、而して更に委員會を開き審議中付託せられたる四案中の一案、即ち政府案は昨日を以て撤回せられ又所謂政友會案は今日の議場に於て撤回されたのであります、そこで委員會に殘りますのは藤澤幾之輔君外四名より提出致されたのと、又高木益太郎君外五名より提出せられたる此二案のみが殘つたのであります、所謂憲政會案なるもの內容は議場に於きまして提出者より精しく御說明がありましたから、今更繰返す必要もありませぬが、其內容は選擧權の擴張、それから罰則の改正、別表の改正と斯う云ふ重要なる要件を含んで居りまして、又各條項に涉りまして詳細なる修正の箇條がありました、又其他の一案即ち國民黨案は主として選擧權の擴張と云ふことが其內容を形造つて居りまして、併せて別表の改正が含まれて居つたのであります、所が委員會に於きましては、此兩案とも少數を以て否決せられたのであります、要するに委員會は最初四案を審

議して、其內の二案は撤回せられ、殘りし二案は二案共に否決し終つたと云ふことが報告の全部であります(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 此場合一寸御諮り申すことがあります、討論に入る前に先刻も要求がありましたが、昨日の議會の終りに於て齋藤君から質問を致しましたが、尙ほ十分徹底しないから質問をしたいと云ふことであります、是は新例ではありますけれども、此機會を利用して許すことに致したいと思ひます。

〔「簡單ならば宜しうございます」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 齋藤君、御異議が無いやうでありますから、成るべく簡單に願ひませう。

○齋藤隆夫君 極く簡單でありますから此席より述べたい。

○議長(大岡育造君) 宜しうございます。

○齋藤隆夫君 昨日の本員の質問に對して內務大臣の御答辯は諸君の御聽取の如く、誠に要領を得るに苦しんだのであります、併し此點に付きまして如何に質問をば致しました所が、元來もと／＼が要領を得たるやり方でないのでありますからして、到底要領を得る答辯は承ることが出來ないと思ひます、それ故に他の點に付て一二質問をして置きたい、此度政府が選擧法の改正案を撤回して、之に引續いて政友會も亦本日撤回を致したのであります、此兩者の間に於て其事に付て如何なる關係があつたかと云ふことが……(「無用々々」と呼ふ者あり)無用でない即ち政府は工業動員法案の通過を圖るが爲に選擧法の改正案を犧牲に供したと云ふことである、此の事實は果して正當なりや否やと云ふことを先づ第一に伺ひたい(「斯の如きことを議長許しますか」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君) 齋藤君。

○齋藤隆夫君 次に政府は……

○議長(大岡育造君) 齋藤君、それは少し違ふやうであります、問に對する返答徹底せざることを以て發言を御求めになつたのであります、然るに其方を放棄して、更に新たなる事を御尋になる、今の御演說では是は差止めます。

○齋藤隆夫君 無論是は關係して居ります。

〔「進行々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 此案の討論の次第を宣明致して置きます。

○齋藤隆夫君 本員の質問……

〔「進行々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 齋藤君は先刻到底要領を得ぬと認むるから、更に他の事を問ふと云ふことで許したのであります、最早發言を許しませぬ。

〔「どん／＼進行すべし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 選擧法の議事を進行致します唯今の委員長の報告の兩案は、一括議題と爲し、決は各別に採ります、反對の通告は植原悅二郎君であります、齋藤君も通告があります、是は二番目の通告になります。

○植原悅二郎君 議長。

○議長(大岡育造君) 植原君。

〔植原悅二郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○植原悅二郎君 本員は委員長の報告に反對の意を表する者であります、唯今委員長の述べられました通り、本員等は唯今議題になつて居りまする衆議院議員選擧法中改正法律案に付きましては、憲法附屬の法律案なりと云ふことを思惟して居る爲に、私共は出來得る丈の愼重審議を重ねたのであります、委員長の御報告の通り何れの點に於てか、吾々は一致點を發見したいと云ふ希望から、小委員會を作りまして、更に小委員會に於て再三審議を重ねました、で其場合に於きましては目下の形勢に鑑み、幾多の點に於て議論はあるにせよ、人員增加と云ふ事に付ては何人も異議がない、どうか此點で歸著點を見出したいと云ふ事で私共出來得る丈大切な議案なるが故に讓步も致し出來得る丈の熟慮審議も致したのであります、而して略々此案が成立するかと云ふやうな曙光の現はれんとする際に及んで突如として政府は此案を――政府提出の別表改正案を撤回致したと云ふ點に付て先づ第一に意見を述べたいと思ふ、其意見を述ぶる理由は私共提出の本案を主張するが故であります、私共委員會に於て政府當局者に再三質問を致しました、政府當局者は今日の場合選擧權を擴張する必要があると認めるか如何であるか、別表以外に其他の選擧法全般に亘つて改正を試むる意思がありや否や申すまでもなく現行法は明治三十三年に締結されたもの(笑聲起り「笑うな」と呼ふ者あり)既に十數年を經過して居る、のみならず選擧法改正の聲は今日まで各方面に聞えて居るのみならず、各政黨に於て之をも認めて居る故に政府は別表以外の改正を必要とするや否やと云ふ點を再三政府當局者に質問致しました、即ち政府當局者は之に答へて別表は既に政府の確固たる決定をしたものである、併ながら其他の事はまだ熟慮審議中であると云ふ事でございました、然らば別表に付ては何處までも政府は確定した、現在の事情に照して、是を適當とするものであるかどうかと云ふことを再三再四突留めました、で別表の末尾に政府が提出の理由として述べたる如く、今日の時勢の推移に鑑み別表を提出する必要ありと認め、而して是に付ては幾多の審議を重ねて調査の結果、之が現在に於て適當なるものであると認めたが故に之を提出したものであると、政府當局者は言明されて居ります、然るに政府當局者は何故に之を御撤回爲すつたのであるか、漏れ聞く所に依りますれば、此別表改正案に付きましては政府は既に樞密院の諮詢を經て、閣議で決定して提出されたものと聞いて居ります、委員會に於て政府の言明する所は、別表は時勢の推移に基いて今日必要なるものと認むる、故に之を提出したのであると言明して置きながら加之尙ほ樞密院の審議を經て決定提出されたものを其の審議が略々終らんとする時に至つて撤回したと云ふことは、政府の甚だしき無定見無責任と言はなければならぬと信じます、(拍手起る)又普通の法律であるならば宜しうございますが憲法附屬の、而も憲政政治の發達の上に最も重要なるところの選擧法の改正案であります、のみならず人員の增加――縱し別表のみにしても多少選擧區制の問題には異論がありましたけれども、自然起つて來るところの人員の增加等に於ては、殆ど各黨を通じて異議のなかつた所であります、此問題を政府が撤回すると云ふ事に於ては、私共其意を解せざるのみであります、申すまでもなく、政友會も憲政會も我黨も、唯今委員長の報告の如くに、選擧法の改正案を此議場に提出したのであります、のみならず此三案を通じて見ましても、選擧權の擴張と云ふことは目下の急務である、日本の現狀に照らし、世界の大勢に鑑みて我國の憲政を發達せしむる爲め、又今日の日本國民の生活狀態を三十三年現行法の制定された當時に比較致しまして、當然やらなければならない所の事であると云ふことは、誰方に於ても異議が無い事であつたのであります、(「國民の聲だ」と呼ふ者あり)唯々私共と憲政會政友會諸君の御提出になりました案と違ふ所は憲政會政友會の御提案に依りますれば、唯今の選擧法の納稅資格十圓を五圓迄低下する、それを以て現在に於て適當なるものと認める、之に反して私共は現在の場合、五圓よりは更に三圓に下げて之を擴張しやう、其理由は斯う云ふ譯でございます、私共選擧權を擴張するに付きまして屢々議論の問題となるのは我國民の知識の程度がまだそれ程迄に至らない、我國民は政治的にまだ敎育されて居らないからして、十圓を五圓に下げれば適當である、斯う云ふ事を申しますが、私はさう云ふ方に對して御尋ね致したい、我國の憲法の制定されました明治二十三年の有權者――當時直接國稅十五圓を納めて居りました所の納稅者の知識、政治思想の程度と國民總てを一貫して見まして今日三圓の納稅をして居る人と、どれ丈の相違がありませうか、私は明治二十三年の十五圓の納稅資格を有つて有權者となつた方よりは、今日三圓以上を納めて居る者の知識と云ひ、敎育の程度と云ひ、將又政治思想と云ひ實に進步發達して居ることを確信する者であります、此意味に於て其當時でさへ甚だしき弊害が無かつたではないか、然らば今日何故十圓を三圓に低下して選擧權を擴張するに異議を唱へるのであるか(「なぜ普通選擧にしないのだ」と呼ふ者あり)此意味に於て私共三圓を固執した譯であります、尙ほ今日に於てもそれが國民の聲に適當するものである又日本の憲政の發達を圖り、世界の文化の進運に伴ふには其程度迄選擧權を擴張しなければならないと確信して居る者であります(「ひや／＼」「のう／＼」と呼ふ者あり)更に私共は之に敎育を有したる者に選擧權を與へる所の條項を備へました是は提出致しました時に略々說明してあるから略します次に私共が今日迄の十三回に於ける總選擧の結果に徵しまして小選擧區制に非ずして大選擧區制でなければ今日の選擧の腐敗を直す事が出來ない(「大間違だそれは」と呼ふ者あり)斯う云ふ事を確信致して居る者であります(「ひや／＼」と呼ふ者あり)此意味に於て私共は最も最近に思ふ所の大正六年の而も統計局で調査になりまする所の――推測ではありまするけれども、其計算を以て私共は大選擧區制で、今日の十三萬に一人の代表者を出すと云ふ人口の比例に應じて

私は計算致しまして、人員の増加を企てる所の案を提出したのであります、此案が委員會に於て否決されたることは、唯今委員長報告の通りでございます併ながら既に申した如く、時勢の進運に鑑み日本國民の要求に應じ、吾々國民を代表して居る者は、進んで私共の提出したる所の案に御賛成下さる事と信じます、委員會に於て敗れましても本院に於て十分に諸君が時代の要求、國民の要求を御考へ下さつて本院に於て本案の成立を希望する者であります、終りに臨みまして一言申上げます、私共唯今も憲政會の諸君より、なぜ政友會の案に反對しなかつたか、政友會の撤回に反對しなかつたかと云ふ御意見もあつたやうですから、一言之に就て申します、私共は政友會の諸君が此案を御撤回になつた事を喜ぶものでございます、何故ならば、政友會の諸君は、選擧權を擴張すると云ふ事に付ては程度の問題であります、けれども吾々と甚しく意見を異にしないのであります、尙更罰則に付ても之を輕減すると云ふことに付て、私共は甚しく意見を異にした所がないのであります、獨り異にした所は小選擧區か大選擧區かと云ふ事の問題であります、此問題に付て政友會の諸君が、小選擧區制同數の案を御出しになつて御撤回になつた所は、私共の御希望を多少御容れになつた、(笑聲起る)ものではなからうかと、此點に付て私は最後の言葉を申上げて置きます。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 東武君。

〔東武君登壇〕

〔拍手起る〕

○東武君 今期議會に於きまして最も重要な選擧法改正案に付て申上げます、憲政會若くは國民黨の諸公より提出したる案と反對の意見を申述べます、選擧法の改正の重大なる事、若くは選擧法が憲法附屬の法律であるが爲めに、我議院は最も愼重に之を攻究しなければならぬ事も固よりであります、又現在の選擧法が頗る不備であると云ふ事も明かである、玆に下院の問題になつて多年解決し了はらぬ問題が一つ有る、それは何であるかと言へば、唯大選擧區と小選擧區の爭である、其他の議論は殆ど末節である、罰則とか或は種々なる資格問題であるとか云ふ事に止まるのであつて、大選擧區小選擧區の問題が下院に於てまだ決定しない所の問題である、之に付て私は諸君に向つて深く眞面目に御意見も伺ふし、又自分の意見も述べたいと云ふ考を持つて居る、私は不肖ながら四十一年の選擧法改正の當時も委員の一人であつた、今年も特別委員の一人でありますが議院の今日迄の經過を見ますと云ふと、我帝國議會の下院に於きまして、大選擧區案と云ふものは曾て一回も我衆議院を通過したこともなければ、又多數の意見も表明したことはないのであります(「今あるじやないか」「默れ」と呼ふ者あり)まあ聽き給へ君等の演說も謹聽するから――現在の選擧法は第十三回議會に於て制定したる選擧法でありますが、其當時山縣內閣に於て現行の選擧法を提案致した、山縣公が選擧法の提案を致し、其當時專ら之に關與しまして、政府委員として說明の任に當つた者は、一木法制局長官である、此二人に依つて大選擧區案と云ふものが提出された、然るに此當時の議會に於て速記錄其他を調べて見まするど、下院に於ては星亨君が議長を致して居りました、而して二十七名であつたか三十五名であつたかの委員を選びまして、熟心に此の討議を二箇年繼續致しました、所が衆議院に於ては矢張政府の大選擧區案と云ふものを通さなかつた、それが通らずして特別委員を選んで熟心に攻究を致した結果、其特別委員會は小選擧區主義でなければならぬと云ふことを決定致しまして、多數に依つて此衆議院は通過した、而して其通過致しましたものは上院に於て否決された、そこで上院と下院と協議會を開いた結果、再び政府案を逆戾りをして、大選擧主義になつた、是は諸君の御承知の事である、爾來幾多の議論が出ますけれども、此大選擧區主義に依つて選擧法を改正し、選擧界の腐敗を廓淸しやうと云ふ論者は、今日まで下院には無かつた唯々今日憲政會の諸君、國民黨の諸君が提案してあるから、現在はあるが、既往の經過はさうである、何故に山縣公が此選擧法の改正をして大選擧區制を採るに至つたかと云ふことは、其當時の速記錄を見ると一々分りますが、之に就ては議員の諸君から政黨の基礎を危くし、選擧を腐敗せしむると云ふ、今日と同樣の議論をされて居る、さうして色々議論をした結果、再び小選擧區案と云ふものは、衆議院に於て通過を見ることが出來なかつたと云ふ經過になつて居ります、是が今の我下院の經過の大要であります、其當時に於ては最も民權の熾んなる時であつた、又議院の權利の非常に旺盛の時であつて、幾度も解散をし、幾度も豫算を提げて下院に臨みましたが、孰れの場合にも下院は藩閥者流の言ふことを聽かない、そこで止むを得ず山縣公が大選擧區制と云ふ名案を以て下院に臨んだ、山縣公は今猶ほ元老として湘南の一角に居りますけれども、議院政治は多く喜ばない人である、今日でも議院政治政黨政治の發達を喜ばない、然るに此大選擧區案を以て臨んだと云ふことは、即ち此議院政治を薄弱ならしむると云ふことの希望から、割出されたと云ふことは、其當時の論旨に依つて明かであります、それから是は私が――私よりは諸君の賢明なる諸君でありますし又歐米の例も能く御引きになりますから、私は寧ろ諸君に御聽きしたいのでありますが、此三十五年に山縣內閣が大選擧區案を提げて臨んだ時に、田口卯吉君から質問が出た「誰から」と呼ふ者あり)田口卯吉君から世界に於いて大選擧區制を以て衆議院議員の選擧を行ふ所の例が何處の國にあるかと云ふことを問ふた、然るに其の時の政府委員たる一木君、あの博學多識の一木君が答へて言ふのに、爰に持つて居りますが一々委しくは申しませぬが、外國の例も大分能く調べて居りますが、今大選擧區單記無記名をやつて居るところは、丁抹の上院に於いて行つて居るのみである、下院でも屢々行はんとして居るけれども、下院は通過しない、其の他の各國にはまだ何處でもやつて居らぬ、やつて居らぬが併し歐羅巴でも選擧法に改正を加へて、此大選擧區單記無記名を下院に通過させやうと努めて居ると云ふ丈の答を、丁抹に一例が有ると云ふことである、而も丁抹の上院にある丈であると云ふ事である、諸君、諸君は私共よりは此點に就て尙ほ能く御存じでありませう、而して是は十年も前の事でありますが、現在に於て大選擧區單記無記名が世界の何處にあるかと云ふことを調べて見まするど、唯々是れは千八百七十一年に希臘の內閣に於いて、衆議院に提案をしたけれども贊成が無かつたと云ふことである、私が聞いた所ではさうである、それから南米の伯剌西爾國に於きまして、千八百九十一年の法律に於いて、一二の同國の州に之れを行はんとした、是れは今或は用ひられて居るかも知れませぬ、それから獨逸聯邦の漢堡の民會の選擧に一つある、併し是れは上院に於いて委員選擧に此の例を用ひて居るのみである、世界廣しと雖も憲法政治選擧法の最も發達したる國に於いて、大選擧區單記無記名と云ふ形式を用ひる處は、各國何處にもない、今日何處にも無い、唯々日本のみであるが、日本は政黨內閣を毀す爲めに、此の案を出したのであると云ふことは、諸君も能く御承知であらうと思ふ、それで此の大選擧區制をまだ議院に於いて可否の討論をして居ると云ふことは如何にも議院政治の權威を失ふものであると私は思ふ政黨政治を喜び立憲政治を喜ぶ者ならば、小選擧區制に改正しなければならぬ、小選擧區制にすれば總ての情弊を除き去ることが出來るが、尙ほ大選擧區主義を採ると云ふことは、選擧に對する研究が足らないのか、然らずんば議院政治の發達を希望しない者と言はなければならぬと私は考へる、それから大選擧區制の利害などに就ては、三十五年の當時有名なる星亨君に依つて、或は今日此處に顏を駢べて居られる所の諸君も十分論じて居る、皆小選擧區を主張して居る、皆小選擧區論者である、時勢推移に依つて色々に變つて居りますから、一々其名前は申上げられませぬが、諸君は皆其當時小選擧區論を提げて居つた(「なぜ小選擧區制を撤回した」「默れ」と呼ふ者あり)まあ聽き給へ、此大選擧區制に付ては、是れまで既に十分議論を鬪はしてあることでありますから、私が餘り多くの辯を費す必要はありませぬが、多少誤解して居る所の論もあるやうでありますから、大選擧區制に就て多少の利害を申上げて此弊を除りたいと思ふ、第一に大選擧區制に依ると投票が不平均になると云ふことは、是は申す迄もありませぬ、例へば東京市に一萬の投票者がある、其處へ五人の候補者が立つたと云ふ場合に、鳩山一郎君のやうな有力なる人が出ると、一人で五千票も取る、さうすると次の人は三千票を取る、次の人は千票を取る、其次の人は七百票、其次の人は三百票、三百票で當選すると云ふやうなことになる、投票する人の觀念は最も信賴する、人望のある人に一票でも多く入れると云ふことになるが、單記無記名であると、或る部分では人望の有る者は澤山の投票を取るが、無い者は百か二百で當選する、之を詰り小數代表の意味であると言ふ、大選擧區主義の論者は之を少數代表の意味であると云ふが、是は少數代表にはならぬ、國民に人望の有る者が出ると云ふことになつて來るから、是は決して少數代表と云ふ譯には

ならぬ、若し大選擧區制を主張するならば、大選擧區制の特徴なる所の大選擧區連記法を執らなければならぬ、大選擧區單記法と云ふものは世界各國を通じて最も幼稚なる制度であります、若しも大選擧區に於て少數代表を出すと云ふならば、連記投票であるか、然らずんば比例投票を執る外はないのであります、第二には此選擧區が大選擧區になると、餘り區域が廣濶になる爲に、不正投票が多く行はれる、之を諸君は――大選擧區主義を執る論旨は是が反對であると云ふことを言ふ、それは反對である、不正投票と云ひ買收と云ふことは、大選擧區には行はれぬと云ふのであるが、是が反對で吾々は見解を異にして居る、大選擧區になると買收が餘計行はれる、何故なれば大選擧區になると候補者の人物が能く分らない、金を以つて買收すると云ふことは、廣い處に行けば――品物が餘計あれば多く買ひ得ると云ふことは論理の當然示す所である、品物が多くあれば多く買へる、それであるから成金輩や或は政治上に何等關係のない人が飛出して、多くの金を撒いて、あつちの隅では二十票、こつちの隅では三十票と、二十票三十票と云ふ風な金を撒いて、投票を集めるのでありますから、買收し易いと云ふことは明白な事實であります、それから大選擧區に於ては干渉が少ないのであると言ふ、是は國民黨の諸君は此點に於て最も議論を致すのであるけれども、是も私は大なる誤りであると思ふ。何となれば干渉と云ふのは小さい處では成程干渉が行はれる、干渉が行はれるけれども、大選擧區でも矢張干渉は仕易い種々な方面に於て或は會社であるとか、種々な利益を以てさうして時の政權者が之を釣ると云ふことは、大きな處に居る程やり易い、前橋の選擧に横濱から選擧の干渉に行つて居る、斯う云ふ風に干渉は却て行はれ易いけれども、小さい選擧區であると干渉が行はれ悪い、唯々茲に異なるものは暴力を以てやるのと、黄白を以てやるのと二つある、小選擧區になると棍棒を持つて闘ふとか、或は暴力を用ひる、壯士が暴行をすると云ふやうなことは是はあるかも知れぬ、あるかも知れぬが黄白を散じて買收すると云ふことは、小選擧區では出來ない、少ない(「のう〳〵」と呼ふ者あり)何故少ないかと云へば、候補者の人物が平素から分つて居る、選擧者の資格が能く分つて居るから、平素の社交的の間に於て、能く詰り關係が明かになつて居るから投票を買收する、金に依つて投票すると云ふことは、小選擧區には行はれない、若しさう云ふことがあるとすれば、社會的制裁を受ける、けれども大選擧區には制裁と云ふものは比較的にない(「のう〳〵」と呼ふ者あり)諸君がのう〳〵と云ふのはどう云ふ譯であるか、詰り大隈內閣の此前の選擧はどうであるか、大選擧區であつたけれども、私程痛烈に干渉を受けたものはないのである、干渉は受ける、買收は行れる、干渉をして高利貸を連れ出して、十三萬圓も使つて目に一丁字もない者を出したのは諸君ではないか、それから諸君は撤回したのが非常に好いとか惡るいとか言ふが是は政府が撤回したのは何も差支はない、政府が撤回するに付ては之を調査して――憲政會からも或は政友會からも各黨から出て居るから、此の別表の改正丈では國民の意思ではない、本法の改正をしなければ完全なものでないと云ふことで、政府が撤回したのである、何の差支があるか、又之れに付いて諸君は尚ほ色々なことを――色々な諸君には議論があるやうでありますが、此の撤回したと云ふことの事例は澤山ある、諸君は上奏案でも決議案でも撤回した例があります、それも示して呉れいと言はれれば示して上げませうが、何遍でも撤回して居る、それは政治上の德義としてさう云ふものを示すのは無用であるか知れませぬが、調査はして居る、上奏案でも三十五議會の時には撤回して居る、さう云ふこともあるのである、さうして政府案として撤回したものでも、年來大きなものは澤山ある、第四回の時には所得税の改正法律案も政府は撤回して居る、第一回には都制法案のやうなものも撤回して居る、又三十四議會には是れは桂公の――二十四議會の桂公の時分には、地租修正案も撤回して居る、政府が更に熟考し考慮をする上に於いて、撤回するのに何の不都合がある、又政友會が之れを撤回して次期の議會迄に更に成案を得たいと云ふので考慮するに、何も差支ないのである、此の際諸君が撤回したのが非常に惡るいと云ふのは、殆ど其理由にならぬと思ふ、尚ほ一言致したいのは、別表の此の改正が國民の輿望であると云ふが、是れも私の選擧區などは此の別表に付いては、最も利害關係を有つて居る、十二三人も增員することになつて居るのである、是は十七八年以來の懸案であつて、之に付ては吾々は建議案も出し、或は法律案も出して居るのでありますけれども、此の別表の改正のみして本法を改正しないと云ふことは、全く此憲法政治に於ては無意義であると云ふことが一つの理由、それからして今強て別表を改正するにも及ばない、是は大正二年度の政府の統計に依つてやると云ふのであるが、今日の時代は三年一昔で、五年も前の統計に依つて、人口を割出してやると云ふことは、決して公平を保つ所以でない、若し假すに僅に一兩年すれば、即ち來年度になれば大正五年度の統計が發表になる、さうすると人口の上に於ても最も權衡を得る、平均宜しきを得たる割當が出來る、此意味に於てもう一年各派各黨が調査して、完全なる本法の改正と別表の改正をすると云ふことが、當然なことであらうと考へますが故に、諸君は此點に於て餘り粉々の議論を試みる必要はないと思ひます、私は大選擧區單記無記名と云ふものは、議院政治の上、憲法政治の上に於て、どうしても反對し否決しなければならぬと云ふ論者であるが故に、此壇に登つた所以であります。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 齋藤隆夫君。

〔齋藤隆夫君登壇〕

〔拍手起る〕

○齋藤隆夫君 諸君、本員は委員長の報告に反對し我黨提出の原案を維持せんとする者であります、御承知の如く選擧法の改正は、當議會に於て最も重大なる問題であります、昨日も當席より申しましたる如く、今期議會に於ては政友會憲政會及び國民黨よりも、改正案が此議場に現はれて居る、引續いて政府も亦不完全ながら別表の改正案を提出したのであります、吾々は此間に於て御互に胸襟を披いて、利害得失をば研究致しましたならば、少くとも相當の一致點を見出して、當期議會に於ては選擧法の改正案、此多年の懸案が解決せらるゝことに思つて居つたのであります、所が圖らざりき、政府先づ撤回し續いて政友會之を撤回し、而して今日の形勢をば來したと云ふことは、御互に遺憾千萬の次第であります、我黨こそ提出致して居りまする所の改正案は、茲に改めて申す迄もなく諸君の御承知の如く、選擧法の本體に向つて手を觸れて居る所は、幾多ありまするが、其中に於きまして最も重要なるものは、選擧權の擴張でございまする、併し今日選擧權擴張の利害得失なぞをば、諄々しく此議場に於て申述べますることは、幾らか時代遲れの嫌がありますに依て私共は一切口に致しませぬ、唯々問題となりまする點は、選擧區制に關する事であります、此點に付て政友會の諸君と吾々との間に於て、根本的に意見が衝突したる結果の今日の有樣になつたと云ふことは洵に遺憾千萬な次第であります、政友會の諸君が大選擧區制をば何處迄も維持せられると云ふことに付ては、私は政友會の歷史に對して決して無理とは思はないのであります(「大選擧區ではない」「間違はないやうに」と呼ふ者あり)小選擧區であります是は訂正致して置きます、嘗て錯か明治三十三年に時の山縣內閣が選擧法の改正を企て、從來の小選擧區をば廢して大選擧と爲さんとする時に當つて、之に向つて反對の議論を唱へられた人には主として政友會の前身たる自由黨の諸君であつたのである、又明治四十五年今日政友會の總裁たる原君が內務大臣の時代に於て、選擧法の改正をば企てられ、從來の大選擧區を廢して小選擧區と爲さんとせられた時に當つて、此原案に向つて極力奮闘せられたのは、今日の政友會の諸君であります、それ故に政友會の諸君が今日に至る迄、終始一貫して小選擧區論を保持せらるゝと云ふことに付ては、私共決して無理とは思はないのであります、併ながらです、此歷史上の理由を離れて純然たる代議政治の根本に溯り、之を我國の實情に照して、諸君の主張と云ふものは果して正當であるや否や、小選擧區論者の議論と云ふものは、果して有力なる根據を有して居るかと云ふに本員等は斷じて其然らざることを確言する者であります(「最も有力なり」と呼ふ者あり)小選擧區論の大體は、過日政友會の議案の提出理由をば説明せらるゝに當つて、松田源治君より大體の理由を承つて居ります、又今日東武君よりも能く之を補充せられたのである、固より松田君の説と雖も、或は東君の説と雖も、今期議會に現はれたる所の新規發明の議論ではないのである、斯る議論は明治三十三年に於て初めて唱へられ、又明治四十五年に於て、幾度か繰返された所の議論に過ぎないのであります、又今日私共が大選擧區をば維持しまする理由も、決して是迄此議場に現はれたる以外の理由に付て、餘り多くの新規發明の妙説を有つて居るのではない、從來先輩諸君が唱へられたる事、並に之に向つて多

少の補充を加ふるに過ぎないのでありますからして此點は豫め諸君の御承知を願つて置きたいのであります、本員の見る所に依りますると、大小選擧區に關する利害得失の議論は、種々雜多であります、其中に於ては隨分我田引水論も澤山あるのである、併ながら之を大別致しまするとふと、比較的代議政治及ひ選擧制度の根本に觸れて居るものと、それからして枝葉末節に亘つて居るものとの、二種類があるのであります、此枝葉に亘り末節に跨がれる所の議論は、幾ら多くを並べた所が、一つの根本問題には及ばないのであります、而して吾々が常に大選擧區をば維持するが爲に主張致して居ります所の根本の理由は、大體三つであります、其第一は何であるかと云へば、御承知の通りに少數代表の事であります代議政治の下に於て、又選擧制度の下に於て、少數代表が必要であると云ふことは、今更私共が議論を致すの必要は更にありませぬ、而して此少數代表の理想を實現するに當つては、大選擧區の單記投票より外に、今日に於ては之に優る所の良法は無いのであります(「のう／＼」と呼ふ者あり)固より大選擧區單記と雖も、是は絶對に善良なる所の制度ではありませう、種々の場合をば假想致しまするならば、此制度に於ても此理想をば實現する事が出來ない例は澤山あるのであります、過日松田君が此席上に於きまして、示された所の例の如きは確に其一例である、併ながらです、凡そ物事には原則があれば例外があります、何事に付きましても社會稀有の事例をば假想致しまするならば、如何なる事に於ても少數の例外が無いとは言へないのである、併ながら吾々が苟も國家の制度をば定むるに付きましては、斯る稀有の例外をば標準とすることは出來ないのである、何事も事物の原則を本として立てねばならぬと云ふことは、是は當然のことであります、固より大選擧區單記投票も、絶對に善良なる制度ではありませぬに依つて御承知の如く此制度の缺點をば補ひまするが爲に、輓近歐羅巴諸國に於きましては、彼の比例代表なるものが大分攻究されて居るのであります、併ながらです、此比例代表と申しました所で隨分缺點の多い所の制度であります、缺點多き制度であるのみならず、一概に比例代表と申した所で、其數の多いことは實に數ふることの出來ない許りである、或學者の如きは比例代表の數の多いことは、之を唱ふる所の學者の數と匹敵して居ると云ふ位でありますが故に、旁々以て之を今日我國に採用すると云ふ事は、夢にも想像が出來ないことである、それ故に今日の制度と致しましては、先づ大選擧區單記と云ふ此方法を以て、少數代表の理想を實現する事に努むるより外に、善良なる所の制度は無いと私共は確信して居るのであります(拍手起る)次に御互に注意しなくてはならぬ事は、大選擧區の場合に於きましては、落選者の得票と云ふものは甚だ少いのでございますが、小選擧區制の下に於ては、是が非常に高まつて來るのでございます、凡そ何人と雖も苟も候補者をば選定致しまする以上は、其候補者が當選する事をば希望しない所の者は一人も無いのであるから、成べく有權者の希望に副ふ事が出來得るやうに、即ち有權者の希望して居る所の者が當選する事の出來得るやうに、國家の制度をば定めて行かなくてはならぬと云ふ事は、選擧制度をば拵へるに付て、吾々が考へねばならぬ所の必要なる事項であります、然るに此點に付きましては、大選擧區は最も利益であるが、小選擧區は頗る不利益であります、私は決して假想の事實をば茲に述べるのでない過去十三回の成績に付て如何なる事實が現はれて居るかと云ふ事を、諸君の前に御參考に供します、御承知の如く第一回より第六回に至る選擧は是は小選擧區の下に行はれたのであります、第七回より第十三回迄は、是は大選擧區の下に行はれたのであります、而して此間に於て當選者が得たる所の投票と落選者が得たる所の投票をば通算致しまするると、小選擧區の時代に於きましては、百分の六十五が當選者の得たる投票、百分の三十五が落選者の得たる投票であります、然るに大選擧區と相成りました以來此統計が非常に違つて參りまして、此時代に於ては當選者の得たる投票が七十八、落選者の得たる投票が二十二と云ふ事になつて居るのであります、即ち小選擧區の時代に於きましては、選擧民は百人に付て三十五人は全く落選者に向つて投票して居るのである、百萬人の有權者の中、三十五萬人は全く選擧の希望を達することが出來ずして、落選者に向つて投票し、自己の代表者をば中央議會に送る事が出來ないと云ふ事に相成つて居るのであります、此事が大選擧區の時代になつては、非常に減じて居ると云ふ事は、是は選擧制度の根本に關する最も重大なる所の事實であると思ふのであります(拍手起る)第三と致しましては、大選擧區の下に於きましては、人口代表主義と云ふものをば、比較的平均に維持する事が出來るが、小選擧區の場合に於きましては是が出來ないのであります、夫は如何なる事であるかと云ふと、御承知の如く今日の大選擧區の下に於きましては、郡部は十三萬に付て一人の議員を選出すると云ふことに相成つて居る、固より十三萬以上は四捨五入であるとか、或は端數を切捨てるとか云ふやうな關係がございまするので、十三萬をば多少超過するかは知りませぬが、先づ平均致しまするると十三萬に付て一人の議員と云ふ、此人口代表主義を大選擧區に於ては、徹底的に維持することが出來るのである、併ながら小選擧區になりますると、是れが絶對に出來ないのであります、現に政友會より提出せられし所の別表の改正案、小選擧區を本として立案せられたる所の改正案、是は如何なる人口代表主義に基いて居るかと云ふと、八萬以上二十一萬と云ふことに相成つて居るのであります、夫故に八萬人でも一人を出すことが出來るが、二十一萬人になつても一人しか出すことは出來ないと云ふ關係になるのである、代表人口主義が頗る不平均であります、此點より論じましても大選擧區と云ふものは、到底公平なる人口代表主義をば、實現することが出來ない缺點のある制度であると云ふことを御承知になりたいのである(「大選擧區が……」と呼ふ者あり)小選擧區であります、更に枝葉の點に跨りましては、利害得失論は種々雜多でございまして、殆ど數へることは出來ないのであります、斯樣なことをば逐一本員は此所に於て議論をすることは避けまするが、併ながら松田君の說明の理由及び東君の唯今の御演說に付きましては、相當の辯駁を加へて置かねばならぬのであります、先づ第一に於て大選擧區と云ふものは、同志が相爭ふ――選擧の場合に於て同志相爭ふ是が爲に政黨の發達を妨げる、小選擧區は政黨の發達の爲に有利であるが、大選擧區は甚だ不利であると云ふのである、此議論は小選擧區論者の主張として、比較的重きを置いて、天下に鼓吹せられて居る所の議論であります、併ながら本員は是は頗る見當違ひな議論であると思ふのであります、何を以て見當違ひであるかと云ふと、固より大選擧區の場合に於て、同志爭ふことがありますれば、小選擧區の場合に於ても同志爭ふことはあるのである、小選擧區の場合に於ては同志爭ふのみならず、延いて是が爲に政黨の分裂を來すと云ふことは、是は一の空想ではなくして、過去に於ける我國の實際の歷史も之を證明して居るのであります、又或る論者は、今日我國の政黨が發達をしないのは、全く大選擧區の罪であると云ふ、本員は我國の政黨は發達して居るものであるか否やと云ふことは之を知りませぬ、是は本員の言はんと欲する所ではない、欲する所ではないが、若し假りに我國の政黨が發達をして居らないものと假定致しましたならば、其發達をしない所の病源は外にあらずして内にあるのであります、國家の制度にはあらずして政黨の内部に其病源が潛んで居るのであります、之をば選擧區制の罪に嫁せんとするが如きは以て外の誤りである(拍手起る)若し發達すべき素質を備へて居る政黨であるならば、國家の制度の如何に拘らず發達をするのである(「政友會の如く」と呼ふ者あり)若し發達をせざる素質を備へて居るならば、國家の制度如何に拘らず、是等の政黨は發達しないのである(「憲政會の如く」と呼ふ者あり)本員の見る所に依れば、選擧區制と政黨の發達と云ふことは何等の關係は無い、若し假りに有ると致しましたならば、大選擧區は此點に付て最も利益であるが、小選擧區は頗る不便であると云ふことを確信致して置きます、次に小選擧區は選擧民と議員との關係をば密接ならしめるけれども、大選擧區は此點に於て甚だ不便であると云ふことを言つて居る、若し小選擧區に於て、此兩者の關係が密接であると云ふのならば、其關係は政治上の關係にはあらずして、非政治上の關係であります、地方の利害問題、或は人間の情實より生ずる所の關係でございまして、斯る關係の密接であると云ふことは、憲政の下には憂ふるのである、決して喜ぶべきことではないのであります(拍手起る)さなきだに議員と云ふものは動もすれば――我國の議員は左樣なことはございませぬでありませうが、歐米諸國の議員は動もすれば一地方の利益の爲に、國家の利益を犧牲に供せんとする傾きがあるのである、是は代議政治の弊害として、夙に學者の痛論して居る所であります此議員の痼疾をば除却する點より申しましても、大選擧區と云ふものは小選擧區に勝ること確に數等であります、又第三に大選擧區は非常に選擧費用を要

するけれども、小選擧區は比較的費用が少くあると云ふ、是は全く候補者本位の議論でございまして、探るには足らないのでありますが、是とても決して小選擧區論者の言ふが如きものではないのである、固より小選擧區になりましたならば、競爭區域も狹い、選擧人の數も少ないのでありますから、費用の掛らないやうに思へるか知りませぬが、一方に於ては非常に競爭が激烈になるのである、激烈になるに從つて(「泣くな〳〵」と呼ふ者あり)自然選擧費も亦高まつて來ると云ふことは自然の勢であります(此時發言する者多く議場騷然)

○議長(大岡育造君) 靜肅に……

○齋藤隆夫君 又此費用の事に就て御互に注意しなくてはならぬことは、元來選擧費と言ひ、其他議員生活と云ふものは金の掛るものなんである、米國の如きは言ふに及ばず、我國の政治家が動もすれば例に引いた所の彼の英國の如きに於きましても、選擧法を以て選擧運動費をば限定して居るにも拘らず、實際に於きましては到底法律の明文通りには行つて居らぬのであります、加之彼の國の代議士は所謂選擧區をば培養する、選擧民をば培養する、是をば「エレクトレート」を「ナーシング」すると、妙な言葉を使つて居りますが、是が爲に年々多大の費用を投じて居るのであります、信ずべき政治學者の記述する所に據ると、英吉利の代議士は一箇年に於て少くとも平均五百磅、即ち五千圓は此選擧民の培養の爲に投じて居ると云ふことを記述して居るのであります、諸君が動もすれば例に引かれる所の英吉利に於てすら、選擧費も高まり、議員選擧の費用は非常に多額を要するのである、是をば餘り平生選擧區に御無沙汰をして居りながら、選擧の際に限つてがやがやする者は、非常な多額な費用の掛ると云ふことは當り前の事である、若し選擧費用に就て彼や此やと議論を爲し、議員生活の出費の多きことを愚痴るならば、議員生活を廢めて仕舞ふが宜いのである(「詰らぬ事を言ふな」「金持と見える」「もつと筋の立つた議論をしろ」「默れ」「判らぬ」「猫婆さんの言ふやうなことだ」と呼ふ者あり)次に大選擧區は人材を選出するに便利であるが、小選擧區は此點に於て甚だ不便であると云ふ議論がある、之も大體に於て眞理であります、固より人材とは如何なるものであるか、又今日の代議政治は如何なる人材を要して居るかと云ふことは、一つの疑問でございますが、此疑問が孰れに決定せらるゝのに拘らず、小區域内に爭ふ所の少數者の間に之を求めずして、大區域内に爭ふ所の多數者に於て之を求めると云ふことは、人材を選出するに就て、理論に於ても實際に於ても適當であると云ふことは、是は反對論者と雖も異論を申すことは出來ないと思ひます、其他彼や此やと些末なる所の枝葉論がございまするが、斯る枝葉論に向つて此壇上に於て一々辯駁を加ふ所の必要はないと思ふ(「降壇々々」と呼ふ者あり)更に此際に於て(「まだですか」と呼ふ者あり)政友會の別表改正案なるものに就て、是は撤回はせられたけれども、今回政友會が改正案を撤回し延いて又政府も之に先だつて撤回をしたいと云ふ、其裏面に於ては何處迄も此選擧區制をば貫撤したいと云ふ、此底意から出て居ると云ふことは是は明かな事である、所が此政友會の別表改正案なるものは、如何なる組織に依て出來て居るかと云ふと、全く政友會本位より割出されて居るのであります(「のう〳〵」「ひや〳〵」「憲政會本位だ」と呼ふ者あり)今日政友會の別表改正案なるものは、是は明治四十五年の内務省内に於て開かれた所の彼の調査會の議を經て、今日に至つて居るのである、其調査會に提出せられた小選擧區の原案なるものは、比較的に公平なるものであつたのであります、是は内務省の屬僚の手に依て編成せられたものであつて、比較的公平に小選擧區が組立てられて居つたのである、所が内務省の調査會に於て、政友會の委員より此原案に向つて多少の修正が加へられて居る、是が又四十五年の第二十八議會に於て現はれた時に於て、唯今演壇に立たれた所の東武君の口より、非常な修正が提出せられて、其修正が全部成立をして居るのであります、此別表の内容が如何に不自然、如何に地方の歷史人情風俗と云ふものをば無視して(「のう〳〵」と呼ふ者あり)政友會一黨の利益の爲に組立てられて居るかと云ふことは、本員が逐一事實を申す迄もなく、諸君の良心に問はれたならば明かなことであると思ひます(拍手起る「のう〳〵」「何を言ふ」と呼ふ者あり)若し將來に於て斯る別表が衆議院を通過し、貴族院を通過し、選擧法の別表案となつて成立致しましたならば、其選擧法なるものは國家の選擧法にはあらずして、政友會の選擧法であると斷言を致します(拍手起る「何を言ふのだ」「生意氣な」と呼ふ者あり)斯る別表をば無理無體に通さんが爲に、政府をして改正案をば撤回せしめ、又自黨よりも改正案を撤回する、苟も黨議を經て此議政壇上に提出したる所の其改正案を、而も憲法附則の大法律案をば、苟も大政黨とも言はるゝ者が黨議を以て決定し、之を衆議院に提出して、理由なく之を撤回するに至つては、諸君の責任は孰れにあるか(拍手起る「何を言ふんだ」と呼ふ者あり)選擧改正案裏面に於ては、斯る不都合極まる所の事情が存在して居ると云ふことをば、諸君は御承知の上に、此議案に就て十分なる審議を與へられむことを茲に希望するのであります。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 島田俊雄君。

〔島田俊雄君登壇〕

〔拍手起る〕

○島田俊雄君 本員は委員長の報告を是認し國民黨並に憲政會の御提案に對して反對の意を表する者であります選擧法の改正の問題は我國に於ては最早餘程古き問題でありまして、之に就て討論をし、或は爰に新たに種々なる利害の點に就て、發明する所の餘地の無い位に研究されて居る問題だと思ふのであります、而して現行の選擧法が種々なる點に於て缺點を以て居りまして、之に對して改正の必要のあると云ふことも、即ち選擧區の制度選擧權の條件罰則凡そ是れ等の事柄に就て、改正の必要のあると云ふことも、亦何人も異論のない所であるのであります現に本年別表の改正のみを提出した所の政府と雖も委員會に於て本法の改正の必要あることを明言して居るやうな次第でありまして、是は上下一致、總て國論の向ふ所であると言ふて宜いのであります、唯々茲に此改正に付て其方法程度、就中選擧區の制に付て議論が岐れて居ると云ふに過ぎないのであります、而して此選擧區の制度に付きまして、大選擧制度の利益、又其弊害、小選擧制度の利益及び其弊害此利害に付きましても、唯今齋藤君は種々なる點に付て縷々御陳述になりましたけれども、斯の如き議論は既に數十年以前から屢々學者及實際家の間に研究せられて言ほれて居る所であつて、此演壇に於て今日此場合に、更めて言ふ程の値打のある議論でないと思ふのであります、即ち今日決するには最早學者の事業理論の問題でないので、既に是は我國に適用する利害如何と云ふにあるのであります、吾々は小選擧區、所謂小選擧區の制度を主張する者でありまして、現行の制度に對して反對する者である、これは學問上の研究、理論の上から空漠なる議論の上から斷ずるのでなくして、夫等の點に付ては暫く利害の點は孰れにも理窟があると私は考へて居るのでありますが、現在の我國の政情の程度、又我國の現狀に照して日本帝國に於ける立憲政治上の立場からして、小選擧制が宜いと云ふことを主張するに過ぎないのであります、即ち吾々は事實に於て之を論じたいと思ふのであります、事實の上に於て之を論ずるのである、大選擧の制度に付て種々なる點を御述になりましたが、私は之に對して餘り多くの辯明をする必要は無いと思ふ、例へば大選擧區であれば、少數代表が出來るとか、或は落選者の投票數か少ないとか斯う云ふやうなことも所謂陳腐の議論である又之を理窟から言へば小選擧區に於ては同樣の利益があると云ふことを主張することも出來る、此人口代表に付て、根本の理由の一として申されて居りまする我國の如き、普通選擧を採らず、即ち憲政會と雖、國民黨と雖今日普通選擧を主張せらるゝでなくして、制限選擧であります、既に制限選擧であれば人口代表は確實に行はれる理由はないのであります總體の人口内に於ける選擧人は其一部に過ぎない、人口二十萬三十萬であつた所が果してそれが選擧人の數に實地合ふと云ふことは言はれないのみならず大選擧區の制を採つて居る所のものと雖も、我國現在の市と云ふものを獨立と見ても、市の人口は孰れも三萬以上を主として居ります、斯の如き場合に於ては、直ちに此齋藤君の言はるゝ人口代表の原則に反するではありませぬか、斯樣な次第でありまして大選擧區の利益として齋藤君の述べられ或は植原君が述べられた如きものは、多くは學者の議論として唯々學校の講壇などで言ふ所の議論であつて、實際の事實に當つて、實際どうするかと云ふ事に付ては先づ役に立たぬ議論と思ふ尙又過去の選擧の事實等に付て、即ち第一回小選擧時代に得たる小選擧時代の實例等に付て、色々申されましたが、我國の憲法政治は明治二十三年に初めて施かれたのであつて、其創始のまだ日の淺い時の實例を以て、段々進歩して居る今日の實例に照して行く事が出來ないのである是は外國の先進國英吉利とか其他の諸國に於て選

擧の制度に付て屢々變更を加へられると云ふ事とは趣を異にして居ると考へなければならぬ事でありまして、吾々は明治三十五年の大選擧區制度の行はれた所の選擧以來、數回の選擧の實例に付て、現在に於ける此大選擧區單記無記名の制度は弊害ありと認めて居るのであります、而して此弊害の實例に付て今日茲に一々論じて實例を擧げる必要はないと思ひます、それは齋藤君の言はれたやうに、諸君の良心に問ふて御考になれば御分りになることゝ思ふ、斯樣なる次第でありまして、小選擧區の制度が宜いか大選擧區の制度が宜いかと云ふことに付ては、今日日本に行はれて居る所の此大選擧區の制度に付ては非常なる弊害があると認めて、此理論の如何に拘らず、之を小選擧區に變更することは、最も然るべきことゝ思ふのである、故に吾々は此點に付て、理論上學理の上等から縷々辯解することは用ひない積りであります、左樣な次第であります、故に今日此大選擧の制度を基礎として居る所の選擧法改正に對しては選擧權擴張其他の點に付て同情を表する點がありとしても、遺憾ながら反對せざるを得ぬと云ふ立場に立つて居るのであります、尚又此別表の改正、是は政友會案に對し齋藤君の最後に言はれた獨斷と言つては失禮であるか知らぬが、御批評でありますが、此政友會の案は既に撤回になつて居りますから吾々は之に付て今日辯明する必要はないと思ひますけれども、併ながら立場として茲に一言辯明して置きたいと思ふのであります、政友會の案として出した所の小選擧區の所謂別表案が、是が政友會本位の案であると云ふことを言はれましたけれども、是は齋藤君の他の場合に於ける議論の論鋒と同じく、是は齋藤君自身の獨斷に過ぎない、如何なる點に付て如何なる標準を以て斯樣に言はれるのであるか、甚だ了解に苦しむ、凡そ斯の如き問題に付て、斯の如き論定を爲す場合、齋藤君の御職掌柄相當なる理由を附し、證據を擧げて御陳述になる必要があると思ふ、然るに之に對して何等の證據も擧げず、一の例も擧げず、唯々是は政友會本位の案で、斯の如き選擧法の改正案が出來れば、政友會の選擧法である、政友會は此點に於て政友會の選擧法であると云ふことの名譽を喜んで荷ふ者でありますが、左樣な事と致しますれば、齋藤君の御立場は無くなるであらうと思ふ、斯の如く議會の神聖なる壇上に於て、空漠したる論斷を試みて、而して此世間の耳目を晦さむとするが如きは、齋藤君の爲めに甚だ平常正確なる議論をする人として惜むに堪へたる次第と思ひます尚ほ此國民黨の諸君から、即ち植原君の御說に依りまするど、別表の改正丈は是非此際したい、少くともそれ丈はしたいと云ふ御話であつたやうでありまするけれども、是も選擧法の改正は、今日之を實行する譯でない、次の選擧から之を實行するのであるから、大問題であるけれども、亦急ぐ問題であると致しましても、さう一日を爭うて之を決する必要のある問題であると思はないのであります、果して然らば別表の改正の如き人口を土臺として算出を致す所のものに付ては、宜しく最近の正確なる人口を土臺としてやるが宜しいのである、即ち此點に於て私は政府が此別表の改正案丈を提出して、本法の改正案を提出せざる場合に、之を撤回したいと云ふ事は寧ろ時機を得たものであると思うて居るのであります、而して政友會が此政府の提案の撤回と同時に——前後して自らの提案を撤回したと云ふ事に付て、又種々なる御批評がありましたけれども、政友會は實行を尊ぶものである、即ち此提案を爲して、此物が完全に成立する事を希望する上から致しまして、撤回をした次第である、今は如何なる時機であるか既に會期が甚だ切迫を致して居りまして、此憲法附屬の大問題と云はれる所の大法律案、此法律案を假に衆議院に於て可決致しまして、さうして順序を經て貴族院に之を廻しました場合に、果して此議會に於て完全に成立を——貴族院の贊成を得たる場合と致しましても、得る事が出來るであらうか、貴族院に於ける審査の日數其他を攻究して見ますれば、此議會の切迫したる場合に於きまして、必ずしも此案を茲に維持して、さうして衆議院のみの通過を圖ると云ふ事を努めなければならぬと云ふ必要は無いのであります、況や既に政府に於ても之を言うて居ります如く、各派各黨各々其提案があつて、選擧法の改正に付て異論があるのであるから、暫く是等の點に付て十分攻究し、而して來るべき適當なる機會を以て完全なる案を具して、さうして此各派の同意を得て、此案の成立する事を圖ると云ふ事の意味を以て、今日此時機に於て之を撤回致すと云ふ事は、理由がないと仰しやるけれども、先例なき事を無理由にしたと云ふ事とは大に異つて居るのでありまして相當なる理由がある、而已ならず又一の議員一の黨派が假令黨議を經て提出した所の議案と雖も、其時の場合に於ては之を撤回すると云ふ事は何等差支ない、況や議院の承認を經て之を撤回したるに於てをやであります、吾々は徒に選擧法の改正を企て、而して選擧法の改正を企てたるものは我一人であると云ふやうな、左樣な空名を博して世間に誇りたいとは思はないのである、吾々が選擧法の改正をすると云ふことは、國家の爲め我國の憲政の爲めしたいと思ふのである（「政友會の爲めに」と呼ふ者あり）固より然り、又諸君の爲に之を改正するのである、或は憲政會の諸君は小選擧區になると云ふと、大選擧區の時に一度多數を占められた味があるからして、小選擧區になれば非常に小數にでもなりはしないかと云ふ虞があるかも知れない、併ながら左樣なものでない、政治上の事は左樣なものでない、小選擧區になれば小選擧の風が吹くのである、吾々は寧ろ此機會に於て憲政會、即ち我國の議會に於ける第二の大政黨たる憲政會諸君も雅量を示して、此會期切迫の場合に鑑み、無理に通りもしない案を維持されると云ふやうな事をしないので、潔く撤回をせられてさうして此議政壇上に於ける議論の時間を省かれる事にせられた方が宜からうと思ふ、諸君の案の運命は極つて居るのである、而して其極つて居る案に付ても十分の理由があり、十分の主張があり新しき耳新しき議論があり、新しき主張があると云ふのであれば宜しいけれども、何度御話になつても齋藤君一人である、憲政會多士濟々、選擧法に付て御議論になる御方も多いと思ふのでありますが、今日まで私の聞いて居るに、憲政會の諸君にして選擧法を談ぜられるのは齋藤君一人である、其點に付て私は齋藤君の名譽の爲に甚だ之を喜ぶ者でありますけれども齋藤君の議論も最早古い、單に其議論が時代に於て古いのみならず今期の議會に於ける議論として早や既に古いのである、斯の如き古い議論を蟲干せられぬでも、此場合に於て私は憲政會の諸君が、潔く決議以前に此案を御撤回になつて、さうして決議の時間を省かれんことを希望する者である、國民黨の諸君に對しては私は改めて申上げる必要もないのであります、即ち其大選擧區の主張其の他に對して、憲政會の諸君に申上げた點に於て、大體御諒察を願ひたいと思ふのであります、之を要するに吾々が此選擧法に付ての立場は、決して此學校に於ける討論會に於て言ふか如き、學究的の議論の上から立つて居るのでない、即ち相當なる理由のあるものゝ下に、我國の現狀實際に鑑み、其實際の上から然るべきものであると云ふ事を斷じて然るのであつて、其以外に吾々は何等の意味はないのであります、斯樣なる意味を以て吾々は本案が委員長の報告通り、即ち國民黨憲政會兩案とも否決にならん事を希望するのであります（拍手起る）

○岩崎勳君 議長。

○議長（大岡育造君） 岩崎君何ですか。

○岩崎勳君 討論終結の動議を出したい。

○議長（大岡育造君） 討論終結の前に、質問があるから一言質問を許します、即ち制限されてある、此案に對する政府の意見を聞きたいと云ふ事であります、是は聽かねばならぬと思ひます——本田君。

〔本田恒之君登壇〕

○本田恒之君 諸君、此選擧法改正案に對しまする即ち本案に對する政府の態度を承りたい爲に、茲に登壇致したのであります、何故であるかと申しまするのに、吾々が諸君と共に多年希望して居りました所の衆議院議員選擧法改正案が今回は各派から出まして、殊に政府からも出しまして、此衆議院議員選擧法改正案が此議會に於て遂行されろ事であらうと考へて居りました、所が先づ第一に政府が此案を自ら提出した案を、輙々に之を撤回致し、又續いて政友會の諸君も多年御研究になり、非常な勢を以て御提出になつた案をば撤回になりましたと云ふ、此二つの態度に對しまして私は眞に遺憾に考へて居るのであります（「要領を言へ」と呼ふ者あり）併ながら既に政府が自ら其選擧法改正案を撤回したに拘らず更に政府の意見を聽き置きたいと云ふ考を致しまするのは、御承知の通り此案は即ち本院に對しまして衆議院の選擧法改正案として提出になつて居りまするし、是と殆ど對案を爲して居りまする所の貴族院の議員の增加案、即ち貴族院の議員を增すと云ふ貴族院令の改正と云ふものは、過日貴族院に於て既に確定致して居るのであります、申上げるまでもなく此兩院制度を執つて居りまする所の國で、何れの國に於きましても衆議院の方が多數の議員を出して居りまして、貴族院は甚だしきは其三分の一、若くば五分の一の議員の定員でやつて居ると云ふのが、各

國制度の現在の實情でありまする、是は申上げるまでもなく、立憲政治に於きましては國民の代表者が國家の政治に參與すると云ふのが原則でございまするが貴族院の如く此或階級を代表した者を多數出すと云ふのが、議院政治の本則ではあるまい、其結果と致しまして我國に於きましても、世界何れの國に於きましても、貴族院議員の數と云ふものは、衆議院議員の數よりも少ない、唯々英國丈が下院と上院との議員數が同じになつて居りますが、其他は兩院制度を採つて居ります國は、何處の國でも二分の一若くば三分の一、四分の一位の議員數を保つて居つて下院即ち衆議院の方が大多數を以て、其國政を議して居ると云ふ狀態であります、然るに今此案が如何なる運命に決するか分りませぬが、諸君の決議の結果に於きまして、萬一否決されると云ふことになつたならば、我帝國に於ける議院の現狀は如何になるかと申しますれば、衆議院の議員數よりも貴族院の議員數の方が多くなると云ふ、奇怪なる結果を生ずるのである、如何に私の演説に對して批評をせられる諸君と雖も、貴族院が國民を代表すると云ふことは言へまいと思ふ、衆議院が國民の代表を致して居りまする以上は、此憲法政治の神髓より考へて見ましても、衆議院議員と云ふものが多數を占めなければならぬと云ふことは當然である……

〔評語を發する者多く騷然〕

○議長(大岡育造君) 靜肅に願ひます。

○本田恒之君 然るに此案が否決せられると云ふことになりますれば、我國に於ける現在の結果に於きましては、貴族院議員の方が衆議院議員の數よりも多いと云ふ結果になる、實に奇怪なる現象であると思ふのであります、此點から考へて見まして、私は政府が自ら提出致しました所の選擧法の改正案を、輕々に撤回を致しました態度は、實に遺憾に考へる此點に對して政府の昨日來の撤回を致しました理由に至りましては、實に不徹底朦朧と致しまして、殆ど聽くに堪へぬやうな理由を言つて居りました、其政府の無責任、其政府答辯の不徹底に至りましては批評する限りではありませぬが、私は實に斯う云ふ結果が惹起ると云ふ事を遺憾に思ひます、畢竟斯う云ふ結果を惹起すと云ふのも、政府が自ら提出致しました所の衆議院議員選擧法中改正法律案を撤回すると云ふことに付ては、撤回しなければならぬ理由に基いたのにあらずして――基いたのにあらずして、遂に自他の政黨と交渉し妥協した懸引上よりして、遂に自ら提出した此案を(「それが質問ですか」と呼ふ者あり)輕々に撤回するの餘儀なき狀態に至つたりであらうと思ふのであります、それ故に政府が此案に對して如何なる責任、如何なる態度を執るかと云ふことを、此壇上に於て辯明して貰ひたい、若も此議案に對しまして政府が反對なる意見を持つて居りまするならば――持つて居りまするならば、政府が斯う云ふ事に向つて辯明する責任が有る、即ち我國に於きましては、衆議院の議員よりも貴族院議員の方が多數になると云ふことは、帝國憲法の精神に照し、立憲政治の原則に照しまして、何等矛盾、衝突、不都合を來す點が無いと云ふことを、政府が詳細に辯明するの責任が有ると思ひます、それ故に此案に對する政府の態度、政府が此案に對する贊否の態度を詳細的、徹底的、具體的に説明されんことを希望致します(拍手起る「孟浪杜撰」と呼ふ者あり)

〔高松正道君發言を求む〕

○議長(大岡育造君) 後藤内務大臣。

〔國務大臣男爵後藤新平君登壇〕

○國務大臣(男爵後藤新平君) 唯今の御質問に御答致します、政府の撤回致しました理由は、昨日本議場に申述べた通りであります、中には不徹底と言ふ御方もございますけれども、其徹底して居ると云ふことは、今日の議場に於ける各派の議論の不一致に徵して、其理由が益々明瞭になつて居ると考へるのであります(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)次に御尋になりましたのは、貴族院との權衡に付て、力を入れて御質問になつたやうであります、是れは總理大臣が貴族院に於て説明致したる速記錄に依て明瞭でありまするから質問の御方は御疑問がありましても皆樣は御承知であらうと思ふ(「のう〳〵」と呼ふ者あり)是は貴族院と衆議院との權衡を計つて、兩方の增員をしやうと云ふ爲に出したのではないかと云ふことは、當初から辯明してあるので、決して衆議院に於ける本案提出の結果が如何になるかと云ふことを豫想して、貴族院に於て説明したものでも何でもないのであります、此に於て何等疑ふべき點が無いのであります、又貴族院議員の數が多いとか、衆議院議員の數が少ないとか言はれますけれども、是は決して貴族院議員の數を多くして、衆議院議員の數を少なくすると云ふ制限を、政府が聲明しても居らぬのであります(「分らぬ」と呼ふ者あり)又妥協云々と云ふことの御話がありまするが、是は邪推に過ぎないので甚だ品格の惡るいことで、もう少し品格を善くすれば自ら明かになることゝ信ずる。

○岩崎勳君 討論終結、並に質疑終結の動議を提出致します(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、仍て討論は終結されました、此場合決の採り方は最初宣告致しました通りに、各別に致します、第一に藤澤幾之輔君提出の案より採決し、其次に高木益太郎君提出の案に移ります、藤澤幾之輔君外四名提出、衆議院議員選擧法中改正法律案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を求めます。

起立者　少數

〔「多數」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 少數であります、否決致しました、次は高木益太郎君外五名提出、衆議院議員選擧法中改正法律案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を求めます。

起立者　少數

〔「多數々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 少數であります、仍て否決致しました、兩案共に二讀會を開くべからずと決しました。

○岩崎勳君 三度議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち大正五年度豫備金支出の件、大正五年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件、大正五年度特別會計豫備金支出の件、大正五年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件、大正五年度大正三年臨時事件豫備費支出の件、大正五年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件、大正五年度帝國鐵道積立金支出の件、大正五年度帝國鐵道積立金外に於て豫算超過支出の件、此八件の承諾を求むる件を議題と爲し、委員長の報告を求め、且つ其の審議を續行せられむことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はないと認めます、即ち大正五年度豫備金支出の件、外七件、併せて八件を一括議題と爲し、委員長山本悌二郎君の報告を求めます。

大正五年度豫備金支出の件
大正五年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正五年度特別會計豫備金支出の件
大正五年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正五年度大正三年臨時事件豫備費支出の件
大正五年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件
大正五年度帝國鐵道積立金支出の件
大正五年度帝國鐵道積立金外に於て豫算超過支出の件
(承諾を求むる件)

〔山本悌二郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○山本悌二郎君 極めて簡單に本案委員會の經過並に結果を御報告致します、是は大正五年度の豫備金及豫備金外の支出、それは一般會計及び特別會計兩方に亘りまして、事後承諾を求めて參りましたのが是が一と口、それから大正五年度に於ける大正三年の臨時事件豫備支出、及び豫備金以外に於ける支出の事後承諾を求むる分が一と口、それから大正五年度帝國鐵道積立金支出、此積立金以外に於て支出せる其事後承諾を求むる分が一と口、是が總體で八件あります、之に付きまして質問應答を重ねましたが其中の主たる問題は此事後承諾案を提出したる憲法又は法例上の根據如何と云ふ點でありました、政府は之に對しまして斯樣な解釋を述べられました即ち此支出は憲法第六十四條第二項に據れるものにして憲法第六十四條第二項は豫備金以外の支出をも包含して居るものと解釋する、此解釋の下に此條項に據て提出するのである、段々長い説明はありましたが歸著する所は要するに此點でありました、之に對して委員會は一人も殘らず不同意の意思を持つて居りました、此豫備金外の支出をなして其承諾を求むる

のは、憲法第六十四條第二項に據る適法の行爲なりと、現內閣は解釋するけれども、是は帝國議會の豫算協贊權に至大の影響を及ぼすものである、又憲法第六十九條第七十條等の解釋を紛更する虞れもあるものであるから、之には同意をすることが出來ないと云ふのが、委員會一致の意見でありました、併ながら元來此解釋に付きましては、初期議會以來政府及び議會の間に絕えず、意見を異にして居りましたが、未だ其歸著を見出すことが出來なかつた問題であります、けれどもそれにも拘らず、兎に角其支出は其內容如何に依て、其內容が果して承諾を與ふべき性質のものなるや否やと云ふ事を審査して、其承諾を與ふべきは承諾を與へて來たと云ふ、此慣例がありまするからして、政府と憲法上の解釋を異にするには相違ありませぬけれども、此慣例を踏襲して而して唯今承諾を求めて來つゝある此案件の審査を進行しやうと云ふことになつたのであります、斯樣な意見の下に審査を進行致して見ますると、種々穩當ならざる支出であるかの如き疑を生ずべき支出もございました、例へば第一豫備金支出の場合に於て其支出額の豫定額に比べて、甚だしきは七八倍にも上るものがある、是は豫算編成が不精確であつたか若し又豫算編成が精確であつたとすれば、此支出は剩餘金のあるに任せて輕々しく支出したと云ふ譏りを免れないのである、又第二豫備金に於ては、其性質上第二豫備金より支出すべからずと認むべき性質のものが、同じく第二豫備金より支出されて居るものがある、其一例を申せば、大藏省の一般會計からして、臨時軍事費特別會計は五十二萬圓と云ふ金額を繰入れて居る、第二豫備金は此豫算外の支出を要した場合に於て、始めて支出すべき費途である、然るに臨時軍事費と云ふものは、特別會計が存して居るに拘らず、それが不足したと云ふて、第二豫備金から支出したと云ふ事は甚だ穩かならぬやうに考へられる、又臺灣特別會計に於て、是は甚だ小さいものでありますけれども、鐵道作業費の鐵道事業費に不足を生じたと云ふので、第二豫備金から十七萬圓許りのものを支出致して居る、斯樣な事がある外に尙は緊急必要已むべからずと認むべき所の豫算、及び豫備金以外の支出と云ふものは、必ずしも必要已む〻からずと認むることの出來ないものも多々あつたのであります、併しながら之れを一々詳しく突き詰めて、其の不當支出と云ふことを決定致すまでには、時日之を許さず、材料之れを許さずと云ふやうな關係から致しまして、委員會に於いては兎も角も、此承諾案は承認をすると云ふ事に相成りました併ながら之と同時に斯の如き適法ならざる疑ある支出、又は放漫の疑ある支出、斯の如きは政府に於て將來此剩餘金の支出なるものは、頗る重大なる責任の伴ふものであると云ふ事を自覺して、愼重の上にも愼重を重ねて支出するやうにと云ふ、警告を添へることにしたのであります、斯樣な經過を以て、此八件は承認を與へることに決定致しました、此段御報告致します。

○岩崎勳君　本案は委員長報告通り可決承諾を與へられんことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　唯今の委員長の報告の各案とも之を承諾することに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無しと認めます、依て本案は各案とも承諾を與へることに決しました――日程第五、第六は同委員に付託し、且つ同種の議案なるに依り一括議題となすに御異議はありませぬか

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ一括議題に供します、第五東京市特別市制に關する建議案、第六大阪市特別市制制定に關する建議案、之を議題と致します、委員長鳩山一郎君の報告を求めます。

第五　東京市特別市制に關する建議案（村松恒一郎君外十一名提出）（委員長報告）

第六　大阪市特別市制制定に關する建議案（米田穰君外十五名提出）（委員長報告）

〔鳩山一郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○鳩山一郎君　東京市特別市制に關する建議案並に大阪市特別市制制定に關する建議案は、全く同趣旨でございまするから同時に御報告致します、委員會は其の初めに於きまして提案者の說明を求めました所、建議案の所謂一地位と現狀とに鑑み之れに適應せる制度」として求めて居ります所のものは府から市を離して獨立せしめて、さうして市の地位を府縣と同一の地位にまで引上げると云ふ趣旨ではござ いませぬで、唯々單に現在市が負ふて居ります所の二重監督の制を脫したい、さう云ふ事にあると云ふことが判明致したのであります、若しも特別市制と云ふものを、先程最初に申しました如くに、府縣の地位にまで市を引上げると云ふ事にしますと、府と市とを全く別個獨立の團體と致しましたならば、郡市の間に幾多の難問題を生ずるのであります、尙又現在市が郡に對して出して居りまする東京市に於きましては、二百萬近くの金が郡の方で受取れないと云ふことになりまして、財政上非常な痛苦を郡に與へると云ふ結果になるのであります、併ながら委員と提案者間の質問應答、並に委員と政府委員との間の質問應答に依りまして、此建議案の趣旨と云ふものは、二重監督の制を脫したいと云ふ單純なる希望であると云ふことが明白になつたのであります、而も此二重監督と云ふものも、東京市若くは大阪市の自治事務の二重監督を脫したいと云ふのが骨子であると云ふことが、明白になつたのであります、但し東京市に於きましては、東京市長に委任せられたる事項の擴張をも附加して、希望して居りますけれども、是は別に重大なる此建議案の要求する點ではないのであります、以上の如き次第でありますからして、此建議案の實行と云ふことも可能であり、且又實行が容易であるのでありまして、而も當然の事柄でありましたが爲に、本建議案に付て別に論議と云ふものは少なかつたのである、殆ど無かつたのであります、且つ政府も亦斯の如き希望は當然の希望であらう、可能の事であらうと云ふやうな御答辯がございましたが爲に、僅に一人の反對者がありまして此兩案とも可決することに決つたのであります、此段御報告申上げます（拍手起る）

○岩崎勳君　兩案共に委員長報告の通り可決せられむことを希望致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長報告に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て兩案とも委員長報告の如く決しました（拍手起る）日程第七、纖維原料政策及織物廣幅奬勵に關する建議案を議題と致します、田邊熊一君。

第七　纖維原料政策及織物廣幅奬勵に關する建議案（武藤金吉君外一名提出）（委員長報告）

〔田邊熊一君登壇〕

〔拍手起る〕

○田邊熊一君　極めて簡單に御報告申上げます、本建議案は熱心なる武藤金吉君の御提出になりましたので、其常時極めて詳細に其理由は說明して置かれましたから、私は贅言を此處に再び重ねませぬ、委員會は我か纖維原料の政策問題でありまするが故に愼重に審議を重ねまして、政府委員の出席を求めまして、質問應答致しました、政府は悉く本案に對しては贊成の意を表されましたが、將來に關する事は提案者の希望通り、直ちに之を實行する事は困難でありまするけれども、努めて是は奬勵を怠らぬやうに致すと云ふことであります、此段御報告致します

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、可決せられむことを希望致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長報告通り御異議がないものと認めます、仍て本案は採用可決することに決しました――日程第八、第九、第十は同一委員に付託したる議案なるに依り、一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て一括議題と致します、第八、阿讃鐵道建設に關する建議案、第九、四國海岸巡環鐵道建設に關する建議案、第十、四國沿岸鐵道建設に關する建議案を議題と致します、委員長秦豐助君の報告を求めます。

第八　阿讃鐵道建設に關する建議案（三土忠造君外二名提出）（委員長報告）

第九　四國海岸巡環鐵道建設に關する建議案（小西和君外一名提出）（委員長報告）

第十　四國沿岸鐵道建設に關する建議案（板東勘五郞君外十名提出）（委員長報告）

四國海岸連絡鐵道建設に關する建議案

四國海岸連絡鐵道建設に關する建議

一香川縣下高松市より德島縣下撫養町を經て德島市に至る阿讃連絡鐵道

一德島縣下小松島町より那珂、海部兩郡及高知縣下安藝郡を經て四國鐵道豫定線に達する阿土連絡鐵道

一高知縣下須崎町より愛媛縣下宇和島町、大洲町を經て同縣下松山市に至る鐵道

右は既設線及既定線と相俟つて四國海岸循環鐵道を形成する必要の線路にして地方產業の發展を促し四國交通の利便を得せしむるのみならず本州との運輸交通上至大の關係を有するものなり而して其の工事は比較的容易なる線路多く又殷賑なる地方を通過し經營上有利なる部分多し四國に於ける鐵道の敷設は既定線にありても未著手のもの多き今日の狀況に鑑み本建議の線路中場所に依りては便宜輕便鐵道を敷設すること〻するも亦可なり而して其著手の順序は既設線及既定線と接續の關係、交通の繁閑、工事の難易等を考究して適宜に之を定め速に相當の措置を採り建設せられむ事を望む

右建議す

〔秦豐助君登壇〕

〔拍手起る〕

○秦豐助君　御報告を致します、委員會に於きましては政府委員の說明を聽き、審議を盡しました結果此三案は合併を致しまして一つの案と致しまして、即ち御手許に廻してありまする通り「四國海岸連絡鐵道建設に關する建議」と云ふことに致しました、此阿讃鐵道建設に關する建議案三土忠造君外二名の提出になつたのは、高松からして海岸を撫養を經て德島に參ります鐵道であります、それから此四國沿岸鐵道建設に關する建議案、板東勘五郎君外十名の提出になりましたのは、小松島即ち德島の少し先きの小松島からして日和佐を經て、高知に至る所の線路であります、それから此小西和君外一名より提出になりました四國海岸巡環鐵道建設に關する建議案は、是は海岸の全體に亘る所の案であります、而して此小西君の案も、高松から德島に至る所の線路を以て、第一著手としてやるべきものであると云ふ趣意であるのでありまする、夫故に既に合併しまして、第一に此香川縣下高松市より德島縣下撫養町を經て德島市に至る阿讃連絡鐵道、之に其趣意が入つて居ります、又其次の德島縣下小松島町より那珂、海部兩部及高知縣下安藝郡を經て四國鐵道豫定線に達する阿土連絡鐵道、是で板東君の申立てられた所の案は入つて居るのである、而して此二つを除きました殘りの部分が、即ち此小西君提出の部分に於て、尙ほ餘す所のものであります、それは即ち次に高知縣須崎町より愛媛縣下宇和島町大洲町を經て同縣下松山市に至る鐵道と云ふので、是は這入つて居ります、而して此建議の文句の中に書いてありまする通り、此四國交通の便利と又本土との關係に於て極めて必要である、而して其著手の順序としては、既設線並既定線と接續の關係もあり、又交通の繁閑又工事の難易等も考慮してやつて貰ひたいと云ふ事になつて居ります、其は爰に附加へて申して置きますが、政府の說明に依りますと、未だ此四國循環鐵道と云ふやうな廣い事に付ては、方針は立つて居らぬと云ふのである、今日高松より松山に至る所の是は既にそれ〲豫定線も出來て居る、又須崎より山田に至る線路も既定線になつて居るのである、其他の海岸線に付ては未だ方針を立つてどうすると云ふ迄には進んで居らぬ、併ながら此方針と云ふことでなく、實際問題として此中で最も交通頻繁な所であるとか、其他各般の事情から見まして、最も急施を要する部分から著手することにしたいと思つて居ると云ふことである、又然らばどの部分が一番先きに手を著けて宜い所であるかと申せば、大體に付て愈々著手することになれば、尙ほ詳しく調査をして極めるのであるが、德島とか高松と云ふやうな都會のある近傍から著手すると云ふ順序にならうと思ふのであると云ふことを申して居る、又御承知の通り高知の方には既に著手した部分がありますから、先づ高松或は德島とか云ふやうな附近から著手して行くが序であらうと思ふ、又一方には交通の狀況も考へなければならぬ、又他方には工事の難易も考へなければならぬのであるから、海岸に於ける非常な絕壁の箇所であるとか、隨つて交通が頻繁でないと云ふ部分は、自然後廻しになるであらう、併し是丈の長い區間であるから、一方から許り手を著けて行く譯に行かぬので、切れ〱に先づ交通の頻繁の場所を考へて、實際の技術上の點又各般の事情から見て、手の著け易い所からやつて行かうと云ふことを政府は說明したのである、而して此調査の事に付ては、高松から德島迄は既に實際の工事に著手し得る丈の調が出來て居ると云ふ事であります、併ながら是は未だそれ程迄に進んで居らぬ、又高知から先き、詰り須崎から先きの松山に至る方の線路に付ては、是は簡易な調査丈してあつて、十分なる調は未だしてないから、何とも申上げられないと云ふことであります、是は政府委員の說明を聽きまして、即ち合して一案と爲した理由も其處に在るのでありますから、どうか諸君に於かれましても御贊同あらんことを希望する次第であります（拍手起る）

○岩崎勳君　三案を併合して委員長報告の通り、即ち委員會修正議決の通り可決せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　本案は委員長報告の通りに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て本案は三案を一括して修正したる委員長報告の通りに可決して、採用することに決しました――第十一久留米大分間鐵道建設に關する建議案を議題といたします――委員長松田源治君の報告を求めます。

第十一　久留米大分間鐵道建設に關する建議案（元田肇君外三名提出）（委員長報告）

〔松田源治君登壇〕

〔拍手起る〕

○松田源治君　本案に付きましては二回委員會を開きまして、鐵道院の政府委員並に陸軍省の政府委員と質問應答を重ねたのであります、鐵道院の政府委員の意見は本鐵道中に餘程難工事の所がある故に、私設に一任して置く事は出來ぬから、政府が建設すると云ふことは認めて居るけれど、政府の鐵道の建設に關する方針は緩急があるから直に本鐵道を建設すると云ふ譯に行かない、陸軍當局者の說明は、陸軍當局に於ては軍事上交通機關の發達速成を希望致して居るのである、故に本鐵道が完成すれば頗る便利であると云ふ答辯であります、委員會に於きましては愼重に審議を致しまして、本鐵道は地方の開發產業の發展、及軍事上に付て必要なる鐵道と致しまして、全會一致を以て可決致しました、此段報告致します（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は委員長報告通り可決せられん事を希望致します、

○議長（大岡育造君）　委員長報告に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て本案は委員長報告の通り可決し、之を採用する事となりました――日程第十二、第十三は同一委員に付託したる議案なるに依り、一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、即ち第十二、神祇に關する特別官衙設置建議案、第十三倭姫命奉祀に關する建議案、是は議題と致します――委員長小久保喜七君の報告を求めます。

第十二　神祇に關する特別官衙設置建議案（岩崎勳君外十三名提出）（委員長報告）

第十三　倭姫命奉祀に關する建議案（天春文衞君外八名提出）（委員長報告）

〔小久保喜七君登壇〕

〔拍手起る〕

○小久保喜七君　神祇に關する特別官衙設置の建議の方から說明致します、是は各派共通の提出でありまして、其主意は祭政一致は我が國體の精華であつて、敬神崇祖は敎育の淵源である、然るに此神社に關する行政が今日迄は甚だ不行屆である、第一統一が附いて居らぬ、即ち靖國神社は陸海軍の所管に屬し臺灣朝鮮樺太等各々所管を異にして居つて、是では統一が附かぬから、甚だ其當を得ないのである、又神官養成に付ても十分でない、其他缺點が種々あるが故に、特別官衙を設けてさうして斯の道に關する十分の發展を圖り、統一を計畫するが宜からうと云ふのが此建議案の趣旨でございます、問題が問題でございましたが故に、委員會では愼重に審議するの方針を以ちまして、小委員を拵へまして、政府と折衝を致しました、政府に於きましても、洵に此案の精神には贊成である、尙ほ特別官衙設置と云ふことに付ても不同意はない、今日迄も何とかしてさう云ふやうにしたいと考へたこともあつた、斯う云ふ答であつたのであります、故に此案に付ては大體以上の政府の贊成を得まして、委員會に於きましても

之を採ると云ふことに相成つたのであります、唯だ其中で修正を致しました點と云ふものは、此官衙で取扱ひます項を書きました、其中の第七に雅樂に關する件、第八に公的禮式に關する件と云ふことがあるが、雅樂に關する事と云ふのも祭祀に關する雅樂に付ては、是は此官衙で取扱はなければならぬ、併し一般の雅樂と云ふものを此役所で取扱ふと云ふ事は是はどうも少しく其當を得ない事ではあるまいか又第八の公的禮式に關する件と云ふ事も、是も祭祀に關する點に付ての禮式は、此役所で取扱はなければならぬが、一般の公的禮式に關する件を取扱ふと云ふ事も、是も亦少しく其當を得ない事ではあるまいか故に此祭祀に關する雅樂に關する事公的禮式に關する祭典に關する事は其の他神祇に關する一切の件と云ふ中に入れて宜からうと思ふ、故に此第七、第八の二項は削除致して、第九項其他神祇に關する一切の件と云ふ九と云ふのを七と直して、さうして本案は滿場一致で可決を致したのであります、此段御報告致します(拍手起る)次に倭姫命奉祀に關する建議案でありますが、是は倭姫命は垂仁天皇の第二皇女にして、皇祖天照大神の御杖代として諸國を遍歷し給ひ、遂に伊勢の五十鈴の川上に神宮鎭座の洪基を定められて、一生神宮に奉祀致したのであります、其他種々なる功勳のある御方であるが故に、之を奉祀するが宜しいと云ふ建議案であります、而して此建議案も各派共通で御提出になりまして、我黨の天春君の如き老大家、憲政會の總務尾崎君等が署名致して之を提出をしたのであります、故に大問題として之を取扱ひまして、種々政府と質問應答を致しましたが、政府に於きましては如何にも尤もである、倭姫命は奉祀すべき御方であるが、併し多少其他にも奉祀すべき方々がある、故に何方を先にすべきか、又社格を如何にすべきかと云ふ點に付て、唯今調査中である、其調査が終れば直に之を奉祀するの考であると云ふ政府の答辯を得ましたので、此問題は是は矢張滿場一致を以て可決致したのであります、之を以て報告は終へたのでありますが、一言致して此壇を降りたいと思ふ、凡そ議員たるものは自ら正さなければ人を責めることは出來ないと考へるのであります、山本君が責任支出に關する報告の場合に、大藏大臣が出席をせぬなどゝ云ふことは、甚だ怪しからぬと感じて居りましたが(拍手起る)俗御手を御打ちになりました憲政會の諸君の前て私は言ふのである、提出者の尾崎君が之を議しまする時に、御出席の無いと云ふことを遺憾とすると云ふの一言を私は殘して此壇を降ります(拍手起る)

○川崎安之助君　議長、委員長に質問があります。

○議長(大岡育造君)　川崎君。

○川崎安之助君　委員長に御尋しますが、第十二の神祇に關する特別官衙設置建議案に付ては、政府が同意を致して、特別官衙を設くることを承諾したと云ふことでありますが、其所管は如何になるのでありますか、私共の考では或は現在の官制を超越した所の特別官衙を設くべきものであると思つて居りました所が、委員會の內容を承れば、內務省の所轄として一官衙を設けると云ふことであります、左様なる小さい所のものであれば、今の神社局の官制を改正して之を司らしめても宜からうと思ふ、政府は此神道を以て宗教と看做して居るさうであります、若しも之を宗教として取扱ふならば、現在は文部省に宗教局なるものがあつて、總て國民の道德思想を司つて居る、此點から言ふたならば、之を內務省の如き俗務を取扱ふ役所の管轄とするよりは、寧ろ文部省の所轄とするが至當であらうと思ひます、此點に付て委員會に於ては如何なる論究があつたのでありますか、委員長の辯明を求めます。

○小久保喜七君　それは政府委員の答辯は、神社は宗教以上に超越するものとして取扱つて居ると云ふことであります、それから又政府委員は特別官衙と云ふことに付ては、成べく內務省の手を離れない範圍內に於て、特別官衙を拵へる考であると云ふ答辯でありましたが、吾々は何れでも此目的を達するが爲に、最も適當なればそれで宜しいと云ふ考を以て本案を可決致したのであります。

○岩崎勳君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎君。

○岩崎勳君　兩案共に委員長報告通り、可決せられむことを希望致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　委員長報告の此二案は、別に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　共に神社の事でありますから贊成の諸君の起立を求めます。

起立者　全員

○議長(大岡育造君)　全會一致であります、可決採用することに決しました――日程第十四、福井縣三國港築港に關する建議案を議題と致します、委員長熊谷五右衛門君。

第十四　福井縣三國港築港に關する建議案
(熊谷五右衛門君外四名提出)
(委員長報告)

〔熊谷五右衛門君登壇〕

〔拍手起る〕

○熊谷五右衛門君　三國港築港に關する建議案の委員會の顚末を報告致します、委員會に於きましては委員諸君と政府委員と鄭重なる質問應答がありまして、政府委員の申されまするには、此三國港は十四要港と同一の程度迄にはまだ達して居ないのであるからして、國費を以て之を經營すると云ふことの運びには至つて居ないと、斯う云ふことでありますが併ながら此三國町に對して屢々浸水する事、又竹田川に逆流すると云ふことは認めて居るのであるから日下焦眉の急としては浚渫船を貸與して、方法を執ると云ふことは言明されたのであります、是に於て委員會に於きましては、此築港を爲すの必要尤なりと致しまして、全會一致を以て可決したのであります、それに付きまして尙ほ此建議の意思を強めまする爲に、希望條件として附帶決議を致したのであります、其附帶決議を朗讀致します「福井縣三國港築港に關する建議案委員會に於て決議したる希望條件福井縣三國港は北陸地方に於ける降雪の爲め陸上交通機關の障碍頻年顯著なる事實と現下重大の時局とに鑑み且つ地方產業の發展を翹望する甚たしきの事情に照らし之を修築して海上運漕の便を開くの必要益々切なるを認む、仍て政府は計畫中の諸港灣に準し國費を投して速かに之か修築を實現せられむことを望む」此附帶決議を致したのであります、是も滿場一致で決議になつて居りまする故に、何卒諸君の御贊成を願ひます。

○岩崎勳君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎君。

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、可決せられむことを希望致します。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　委員長報告の通り御異議ないものと認めます、仍て本案は可決採用することに決しました――是より請願委員の特別報告を議題といたします、日程第十五乃至第四十九を一括議題となし、委員長代理理事長田桃藏君の報告を求めます。

〔拍手起る〕

第十五　(特別報告第百三十八號)明治三十年法律第五十號改正の請願　(委員長報告)

第十六　(特別報告第百四十一號)酒造稅法中改正の請願　(委員長報告)

第十七　(特別報告第百四十四號)營業稅法中改正の請願　(委員長報告)

第十八　(特別報告第百四十四號)印紙稅法改正に關する請願　(委員長報告)

第十九　(特別報告第百四十六號)所得稅法中改正の請願　(委員長報告)

第二十　(特別報告第百四十七號)山林伐採所得稅率改正の請願　(委員長報告)

第二十一　(特別報告第百四十九號)德山港を特別輸出入港に指定の請願　(委員長報告)

第二十二　(特別報告第百五十號)縣社八幡神社昇格の請願　(委員長報告)

第二十三　(特別報告第百五十一號)利根運河治水に關する請願　(委員長報告)

第二十四　(特別報告第百五十二號)江戶利根兩河川浚渫の請願　(委員長報告)

第二十五　(特別報告第百五十三號)筑後川第二次改修工事速成の請願　(委員長報告)

第二十六　(特別報告第百五十四號)東京灣治水に關する請願外一件　(委員長報告)

第二十七　(特別報告第百五十七號)國道林設置法制定の請願　(委員長報告)

第二十八　(特別報告第百五十八號)徵兵採

定に關する請願（委員長報告）
第二十九　（特別報告第百五十九號）陸軍射擊學校移轉設置に關する請願　（委員長報告）
第　三　十　（特別報告第百六十號）袖川村に郵便局設置の請願　（委員長報告）
第三十一　（特別報告第百六十一號）新城村に郵便局設置の請願　（委員長報告）
第三十二　（特別報告第百六十二號）靑沼村平林に郵便局設置の請願　（委員長報告）
第三十三　（特別報告第百六十三號）上伊集院村に三等郵便局設置の請願　（委員長報告）
第三十四　（特別報告第百六十四號）野馳村に無集配郵便局設置の請願　（委員長報告）
第三十五　（特別報告第百六十五號都介野村）大字南之庄に無集配三等郵便局設置の請願（委員長報告）
第三十六　（特別報告第百六十六號）波根西郵便局集配事務開始の請願　（委員長報告）
第三十七　（特別報告第百六十七號）下堅田郵便局に電信事務開始の請願　（委員長報告）
第三十八　（特別報告第百六十八號）有福郵便局に集配並電信事務開始の請願　（委員長報告）
第三十九　（特別報告第百六十九號）雄郵便局の位置變更並同局に電信事務開始の請願　（委員長報告）
第　四　十　（特別報告第百七十號）與論島沖永良部島間海底電信布設の請願　（委員長報告）
第四十一　（特別報告第百七十一號）日本海横斷航路急速開始の請願　（委員長報告）
第四十二　（特別報告第百七十二號）有福村上有福に登記所設置の請願　（委員長報告）
第四十三　（特別報告第百七十三號）上富良野村に旭川區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）
第四十四　（特別報告第百七十四號）八束川上中和三村中に區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）
第四十五　（特別報告第百七十五號）網走區裁判所に甲號支部設置の請願　（委員長報告）
第四十六　（特別報告第百七十六號）商法中改正の請願　（委員長報告）
第四十七　（特別報告第百七十七號）十勝監獄移轉に關する請願　（委員長報告）
第四十八　（特別報告第百八十號）酒田觀音寺間國有輕便鐵道敷設の請願外一件　（委員長報告）
第四十九　（特別報告第百八十一號）本吉郡縱斷輕便鐵道速成の請願　（委員長報告）

〔長田桃藏君登壇〕

○長田桃藏君　本日も尙ほ板東委員長の御病氣の故を以て、本員代つて御報告を致すことに致します、報告は日程第十五より第四十九に至る三十五件、一括議題となつて居りますが報告の簡明を期する爲め數箇に分つて報告することを豫め申上げて置きます日程第十五、特別報告、第百三十八號、明治三十年法律第五十號改正の請願靑森縣三戸郡三戸町大字久慈町一番戸平民農太田弘三外四名呈出、紹介議員阿部武智雄君外二名、此法律第五十號改正の請願の內容は、家祿賞典祿享有者は、明治三十年法律第五十號に依て、明治三年九月十日以後の分は貰つて居るけれども、藩籍奉還が明治二年六月二十五日である其三年九月十日と二年六月二十五日との間の分も、當然給與せらるべきものであるから、起算點を變へて二年六月二十五日に改めて貰ひたいと云ふ事が請願の要旨であります、次に日程第十六、特別報告第百四十一號、酒造稅法中改正の請願、神奈川縣愛甲郡玉川村全國酒造組合聯合會々長小林作五郎の請願紹介議員鳴海文四郎君、是は酒造稅の納期の第三と第四は、丁度二月と三月になつて居つて、其時期が恰も釀造の最も盛んな時で、金が澤山要る時である其時に納稅額の半額を引續き納付するのは、營業者が非常に苦痛とする所である、それが爲に或は品物の投賣其他があつて、却て收稅當局に迷惑を掛けることになるから、之を延期して第四期を五月に繰下げて貰ひたいと云ふ要求であります、日程第十七、特別報告第百四十四號、營業稅法中改正の請願、兵庫縣武庫郡西宮町大字田中一千九百七十三番の一、平民商、西善兵衞外十一名呈出、紹介議員野添宗三君、此內容は、無記名證券の賣買業を營んで居る者が現在課稅せられて居る所の課稅標準は、物品販賣業乙の稅率を課せられて居る、それは苛重に苦んで居るから、無記名證券賣買業に對しては、丙なる稅率を課して貰ひたい、それに依て賣上金額の萬分の一を課せらるゝか、又は此商賣に限つて問屋業仲立業の中に編入して貰ひたいと云ふ請願であります、日程第十八、特別報告第百四十五號、印紙稅法中改正に關する請願、京都府京都市上京區小川通出水上る茶屋町、平民染色業、石田喜兵衞呈出、紹介議員小川鄕太郎君、此請願の內容は財界の膨脹と時勢の進步に鑑み、現在標準となつて居る印紙稅法の第二條中五圓以上と云ふものを、二十圓以上に上げて貰ひたい、それから第四條の第一項、第十九號の「賣買仕切書印紙稅三錢」一第四條第一項第二十條」「一、送狀印紙稅三錢」と云ふのを取つて仕舞ひたい其結果第五條の第一項第九號を前に「一、送狀」として、第十一號を「一、賣買仕切書」と改めて貰ひたいと云ふ實際に適した請願の內容であります、日程第十九、特別報告第百四十六號、所得稅法中改正の請願、秋田縣秋田市上川口十番地、所得稅調査委員加賀谷長兵衞外三十八名呈出、紹介議員池田龜治君外三名、此請願の內容は所得稅審査委員の組織の中で調査委員四名と規定してある併ながら其四名の所屬の選出せらるゝ所の區域が、他府縣に涉つて居る場合があつて、其調査委員なる者が所得稅の納稅者の內容狀態等を一切知らない場合があつて、甚だ遺憾であるから、それで所得稅法中の改正を望む、どう云ふ風に改正するかと言へば、行政區劃に基いて一府縣に一名宛と云ふ組織法に改めて貰ひたいと云ふ要求であります、日程第二十、特別報告第百四十七號、山林伐採所得稅率改正の請願、秋田縣秋田市上川口十番地所得稅調査委員加賀谷長兵衞外三十八名呈出、紹介議員池田龜治君外三名、是は山林伐採者の所得稅も一般の所得稅と同じく課稅を受けて居るけれども、植林其山林伐採業者の收入は、五十年又は七十年每に材木の成長の時に、一遍伐つて收入するのであるから、現在の普通の者の所得とは變へて貰ひたい、さうして臨時別箇に課稅せらるゝやうに、新稅率を改めて貰ひたいと云ふ要求であります、日程第二十一、特別報告、第百四十九號、德山港を特別輸出入港に指定の請願、山口縣都濃郡德山町長尾越[illegible]呈出、紹介議員美[illegible]龍彥君外四名、是は御承知の通りに山口縣德山港は近頃頗る繁盛に赴いて居りまするので、之を特別輸出港に致したいと云ふ請願であります、それから日程第二十二、特別報告第百五十號、縣社八幡神社昇格の請願、滋賀縣阪田郡長濱町大字田百十番屋敷平民無業下鄕傳平外十一名呈出、紹介議員井上敬之助君外一名、此內容は縣社八幡神社は滋賀縣阪田郡長濱町にありまして湖北隨一の大社である、祭神は神功皇后を祀つてあるのでありますが、其土地が神功皇后の發祥地であらせられるのと、後三條天皇の御勸請であると云ふ事と、それから後奈良天皇の勅願所であると云ふことゝ、後陽成天皇の勅を奉じて豐太閤が非常に崇敬深かりしと云ふやうな理由、それと現在に於ては非常に此地方人民の崇敬が厚いと云ふことの爲に、配祀として足仲彥尊と譽田別尊を副へて御祀りをして今現在縣社であるのを官幣社に昇格をして戴きたい斯う云ふ請願の內容であります、之に付ては特に政府に說明を求め、且つ紹介議員の說明も精しく求めました、現在此社の境內は五千坪からありますし、それから資產としても十一町程田地を持つて居る、山林等もあります、又有價證券等を二萬千餘圓程積んで居るので、如何に地方民の崇敬深き狀態であるかを知るに足る、又此沿革に對しては、社傳其他に依つて傳へられて居りまするが、政府委員は必ずしも之を眞實なりと認める材料を持つて居らぬ、併し直ちに否認もしないと云ふやうな狀態であると云ふ說明でありました、左樣に御承知を願つて置きます日程第二十三、特別報告百五十一號、利根川運河治水に關する請願、埼玉縣北葛飾郡栗橋町百四十番地根岸門藏外千六百二名呈出、紹介議員は吉植庄一郎君、もう一つ續いて申上げます、日程第二十四、特別報告第百五十二號、江戶利根兩河川浚渫の請願、

千葉縣東葛飾郡新川村東深井三百六十八番地平民農森田繁男外二百二十二名呈出、紹介議員吉植庄一郎君、此二案は少しく申上げて置かねばなりませぬのでありますが、一緒に報告をしなければ事情が分らぬのでございます、此第二十三、特別報告百五十一號の方は利根川と江戸川との間にある運河、其運河は明治二十年に出來ました運河でございます、其運河を政府に買上げて貰ひたいと云ふことゝ、もう一つ其運河の浚渫を國庫に依つてして貰ひたいと云ふことの要求、それからして日程二十四の特別報告百五十二號の方は、利根川の一部運河のある所からして、少しく河下に向つて約十哩程の河、其利根川の一部、それからして更に江戸川の方では其運河のある處からして上下に通じて二十一哩の處、其間の土砂の浚渫を國費を以てして貰ひたいと云ふ要求であります、是は請願委員會に於ては、更に特別委員を設けて審議をして戴いたのであります、政府委員の說明を求めて十分審議を致しました、政府委員は從來の低水工事から、更に高水工事に治水政策を變へて以來、實は浚渫工事と云ふやうな事は顧みないで洪水を防ぐには堤防を高くすれば宜いと云ふやうな觀念を以て進んで居るのである、併ながら川其ものの利用と現在の如き貨物の堆積の甚だしい時には、鐵道にのみ運送を委托すると云ふことは出來ないのである、是非河若は運河の利用される所は、十分に利用したいと云ふ志望を有して居る、其考の爲には實際運河の如き通船料を取つて、而も河床が淺いが爲に利根川江戸川から出て來る所の船の荷物を更に小さな船で積換へなければならぬと云ふのは不都合であるから、買ひたいけれども財源が無いと云ふ御話であつた、更に內務省の理想として、低水工事と高水工事と併せてやりたいけれども、是も財源が無いから、現在の治水政策は高水工事のみをやつて居ると云ふことでありました、其理由に依つて兩者なるものを結付けて御考を蒙らぬければならぬ、高水工事の問題のみでなく、低水工事の問題が入らなければ舟揖の便を通ずることが出來ないのであるから即ち政府委員は此運河の兩端と云ふものは、利根川の方からは利根川の改修に伴うて、其運河の兩堤防を更に國費を以て十分に修築してやる、或る場合に於ては土砂の浚渫もする、又江戸川の方の部分からも、其堤防を高くする丈それ丈運河の方は堤防も高くしなければならぬ、さうして洪水を防がなければならぬのでありますから、隨つて土砂を浚渫する場合もある、唯々其眞中の方丈は會社がやつたのが穩當ではないかと云ふ說明でありました……

○議長(大岡育造君) 此場合時間が切迫致しますから、是丈の報告に止めて置かれたい。

○長田桃藏君 然らば議長の御指圖に依つて二十四迄の日程に止めて置きます、是は請願委員會に於て、政府委員の意見、紹介議員等の意見を聽きまして、愼重審議を重ね、採擇すべきものなりと決定致しました、どうか本院に於きましても委員會の決議通り御採擇あらむことを希望致します。

特別報告第百三十八號

意見書

請願文書表第五二七號

明治三十年法律第五十號改正の請願 青森縣三戸郡三戸町大字久慈町一番戸平民農太田弘三外四名呈出(紹介議員阿部武智雄君外二名)

同 第五二八號

同上 青森縣上北郡野邊地町大字野邊地百十一番戸一號平民農中村安之助外四名呈出(紹介議員阿部武智雄君外二名)

右請願の要旨は家祿賞典祿享有者は明治三十年法律第五十號に依り明治三年九月十日以後の分は給與せらるることと爲りたるも明治二年六月二十五日達第五百七十五號に依り藩籍奉還即ち同年六月以後の分をも當然給與せらるへきものと認むるを以て前記明治三十年法律第五十號を改正し以て不足家祿給與の起算點を同二年六月二十五日に改められたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百四十一號

意見書

請願文書表第八五八號

酒造稅法中改正の請願 神奈川縣愛甲郡玉川村全國酒造組合聯合會會長小林作五郎呈出(紹介議員鳴海文四郎君)

右請願の要旨は現行酒造稅の納期たる第三及第四期は二月及三月にして恰も釀造最盛の時期に當り多大の資金を要する場合に際して納稅額の半額を引續き納付するは當業者の非常に苦痛とする所にして其の結果小資本家の投資となり經濟界に惡影響を及ぼし延ては納稅の確實を缺き收稅當局者を煩はすに至るへし依て第四期を五月に繰下け以て之か調節を圖られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百四十四號

意見書

請願文書表第八三六號

營業稅法中改正の請願 兵庫縣武庫郡西宮町大字田中一千九百七十三番の一平民商西善兵衞外十一名呈出(紹介議員野添宗三君)

同 第九一六號

同上 兵庫縣神戸市相生町四丁目百二十五番屋敷平民商栢貫岳外十八名呈出(紹介議員高松正道君)

右請願の要旨は無記名證券賣買業は多額の資金と經費とを要し而も其の收益は僅少なるも之に對し物品販賣業乙の稅率を課せられ當業者は其の苛重に苦む所なり依て營業稅法を改正し無記名證券賣買業に對し丙なる稅率を設け以て賣上金額の萬分の一を課せらるるか或は該業を問屋業又は仲立業中に編入せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百四十五號

意見書

請願文書表第八四一號

印紙稅法改正に關する請願 京都府京都市上京區小川通出水上る茶屋町平民染色業石田喜兵衞呈出(紹介議員小川鄉太郎君)

右請願の要旨は稅制の整理は緊要事に屬し就中印紙稅法の如きは時勢の進步に適應せす國家の收入亦比較的少くして而も擔稅者の最苦痛とする所にして改正の要最急なりとす依て印紙稅法第二條中「五圓以上」を「二十圓以上」に改め以て課稅標準を高め第四條第一項第十九號「賣買仕切書印紙稅三錢」及第四條第一項第二十條「一、送狀印紙稅三錢」を削除し以て其の苛徵と手數とを省き其の結果第五條第一項第九號を單に「一、送狀」と爲し第十一號を「一、賣買仕切書」に改められたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百四十六號

意見書

請願文書表第九三一號

所得稅法中改正の請願 秋田縣秋田市上川口十番地所得稅調査委員加賀谷長兵衞外三十八名呈出(紹介議員池田龜治君外三名)

右請願の要旨は所得稅法第三十七條第二項に於ては所得稅審査委員會の組織員中調査委員四名と規定し更に第三項に依り該會の所屬區域は往往にして審査委員たる調査委員の出身行政區劃外即ち他府縣に涉ることあり爲に該委員會所屬區域內の事情に通せす所得審査の嚴密周到公平を期する上にて遺憾尠からさるのみならす各府縣皆其の委員を選出せむとし競爭の惡弊を釀生し而も調査委員選擧人の少數なる府縣は永久に之を選出する能はさる結果となるを以て所得稅法第三十七條第二項中調査委員四名とあるを改めて調査委員は行政區劃に基き各府縣一名宛を以て之を組織せしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百四十七號

意見書

請願文書表第九三二號

山林伐採所得稅率改正の請願 秋田縣秋田市上川口十番地所得稅調査委員加賀谷長兵衞外三十八名呈出(紹介議員池田龜治君外三名)

右請願の要旨は現行所得稅法に於ては山林伐採所得は之を第三種所得と看做し他の普通所得と同一稅率を課すと雖山林は五十年又は七十年每に僅に一回の伐採を爲し所得を得るものなるを以て性質上普通所得と異にし之に同一稅率を課するは不衡平なるを以て之を他の普通所得と區別し隨時別箇

に課税するの趣旨を以て新税率を改正せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百四十九號

意見書

請願文書表第九〇〇號

德山港を特別輸出入港に指定の請願　山口縣都濃郡德山町長尾越悌輔呈出（紹介議員美禰龍彥君外四名）

右請願の要旨は山口縣都濃郡德山港は其の廣袤水深灣口の幅員及周圍に連峰屛立して各方面の風力を阻止する等の點に於て良港たる天然の資質を有するのみならす出入の船舶多數にして附近一帶は各種の事業勃興し海邊には殆と其の餘地なき狀況に在り之を以て德山町に於ては既に陸には市區改正海には築港の計畫を建て其の測定設計費の概算を町會に於て議定し之を縣廳に寄附したり而して縣廳亦既に縣會に於て之か議決を經大正七年度には之か實地の測量設計を爲し八年度には其の實施期に入るへきなり依て前記德山港を特別輸出入港に指定せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百五十號

意見書

請願文書表第七八三號

縣社八幡神社昇格の請願　滋賀縣阪田郡長濱町大字田百十番屋敷平民無業下郷傳平外十一名呈出（紹介議員井上敬之助君外一名）

右請願の要旨は滋賀縣阪田郡長濱町縣社八幡神社は三韓征服の大業を成し皇威を海外に發揚せられたる神功皇后息長足姬尊を奉祀せる神社にして往昔より武門武將の崇敬厚く湖北隨一の大社たり殊に阪田郡は息長足姬尊御發祥の地なるを以て報本反始の本義を一層明にし且尊の雄大なる偉業を國民に深く知悉せしめ以て一は國民教育に資し一は神祇崇敬の趣旨を普及する爲足仲彥尊並譽田別尊を其の配祀と爲し前記八幡神社を官幣社に昇格せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百五十一號

意見書

請願文書表第七一二號

利根運河治水に關する請願　埼玉縣北葛飾郡栗橋町百四十番地根岸門藏外一千六百二名呈出（紹介議員吉植庄一郎君）

右請願の要旨は利根江戶兩川を連絡する千葉縣東葛飾郡新川村より同郡田中村に至る二里二町に至る利根運河は現時一私設會社の經營に委ぬと雖該運河は霞ケ浦及利根川の本支流より江戶川を經て東京に通する水路約百數十哩の咽喉にして帝都と密接なる關係を有するのみならす利根川改修工事の效果にも至大の影響あり依て政府は右運河の利權を買收し一面に於ては自由通航を許し他面に於ては利根川改修工事の附帶事業として該運河の改修を行ひ以て利根川治水の完成を期せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百五十二號

意見書

請願文書表第七一三號

江戶利根兩河川浚渫の請願　千葉縣東葛飾郡新川村東深井三百六十八番地平民農森田繁男外二百二十二名呈出（紹介議員吉植庄一郎君）

右請願の要旨は江戶利根兩川は一府五縣に跨る物資輸送上唯一の水路にして船舶の航行最頻繁なるも利根運河西口（深井）より取手間十浬餘及松戶關宿間二十一浬の區間は通航困難なり其の間無數の淺瀨現出し殊に改修工事實施以來土砂流下し河床の隆起漸次其の度を增加したる爲船舶の通航を遮止し從來通航一日平均百餘艘に上りしも今や殆と其の半數に減したり是れ一府五縣の殖產興業及物價調節上忽諸に附すへからさる緊要事なり依て之を浚渫して右兩區間の障碍を根柢より除去し船舶の通航を完全にせられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

○議長（大岡育造君）　委員長報告の通り御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬけれは以上委員長代理の報告通りに決しました、御參考の爲に次の會期のことを豫め申して置きます、新聞紙に每日開くかの如く傳へられた爲に、往々誤傳されて居るやうであります、唯今議長の手許にある議案の程度に於きましては、明日は祭日であります、明後日特に開くともないやうであります、次の土曜日に開く順序であります、尤も重大なる緊急の問題が出ましたら格別であります、是にて散會致します。

午後五時五十九分散會

○大正七年三月二十三日（土曜日）

午後一時二十一分開議

議事日程　第二十六號

質問

一　朝鮮警務機關の組織に關する質問（陸軍吉君提出）

二　同盟罷工と職工保護に關する質問（土井權大君提出）

三　青森驛海陸連絡並設備に關する質問（工藤卓爾君提出）

第一　大正三年度歲入歲出總決算及各特別會計歲入歲出決算

第二　大正四年度歲入歲出總決算及各特別會計歲入歲出決算

第三　日支文化の施設に關する建議案（關和知君外四名提出）

第四　七井烏山間敷設輕便鐵道茂木町經由に關する建議案（渡邊陳平君外四名提出）

第五　北海道鐵道完成に關する建議案（中西六三郎君外二名提出）（委員長報告）

第六　北海道拓殖完成に關する建議案（小池仁郎君提出）（委員長報告）

第七　日本體育會國庫補助に關する建議案（江藤哲藏君外十五名提出）（委員長報告）

第八　警察官年功加俸令制定に關する建議案（松本誠之君提出）（委員長報告）

第九　不動產金融改善に關する建議案（小山松壽君外三名提出）（委員長報告）

第十　普通銀行の金融に關する建議案（堀川美哉君外六名提出）（委員長報告）

第十一　神戶市內鐵道改良急施に關する建議案（坪田十郎君外二名提出）（委員長報告）

第十二　（特別報告第百五十三號）筑後川第二次改修工事速成の請願（委員長報告）

第十三　（特別報告第百五十四號）東京灣治水に關する請願外一件（委員長報告）

第十四　（特別報告第百五十七號）國道林設置法制定の請願（委員長報告）

第十五　（特別報告第百五十八號）徵兵採定に關する請願（委員長報告）

第十六　（特別報告第百五十九號）陸軍射擊學校移轉設置に關する請願（委員長報告）

第十七　（特別報告第百六十號）袖川村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第十八　（特別報告第百六十一號）新城村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第十九　（特別報告第百六十二號）菁沼村平林に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十　（特別報告第百六十三號）上伊集地村に三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十一　（特別報告第百六十四號）野馳村に無集配郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十二　（特別報告第百六十五號）郡介野村大字南之庄に無集配三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十三　（特別報告第百六十六號）波根西郵便局集配事務開始の請願（委員長報告）

第二十四　（特別報告第百六十七號）下堅田郵便局に電信事務開始の請願（委員長報告）

第二十五　（特別報告第百六十八號）有福郵便局に集配並電信事務開始の請願（委員長報告）

第二十六　（特別報告第百六十九號）雄郵便局の

位置變更並同局に電信事務開始の請願（委員長報告）

第二十七（特別報告第百七十號）與論島沖永良部島間海底電信敷設の請願（委員長報告）

第二十八（特別報告第百七十一號）日本海横斷航路急速開始の請願（委員長報告）

第二十九（特別報告第百七十二號）有福村上有福に登記所設置の請願（委員長報告）

第三十（特別報告第百七十三號）上富良野村に旭川區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第三十一（特別報告第百七十四號）八束、川上中和三村中に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第三十二（特別報告第百七十五號）網走區裁判所に甲號支部設置の請願（委員長報告）

第三十三（特別報告第百七十六號）商法中改正の請願（委員長報告）

第三十四（特別報告第百七十七號）十勝監獄移轉に關する請願（委員長報告）

第三十五（特別報告第百八十號）酒田觀音寺間國有輕便鐵道敷設の請願外一件（委員長報告）

第三十六（特別報告第百八十一號）本吉郡縱斷輕便鐵道速成の請願（委員長報告）

○副議長（濱田國松君）報告を致します。

〔書記朗讀〕

一貴族院は本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

爆發物取締罰則中改正法律案（本院提出）

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

在布哇同胞日本服著用禁止に關する質問主意書

提出者　近藤達兒君

對米移民問題に關する質問主意書

提出者　早速整爾君　山道襄一君
荒川五郎君　橋本太吉君
湯淺凡平君　森本是一郎君
横山金太郎君　吉田中君
宮島幹夫君　花井卓藏君

食料の增加及其貯藏法研究に關する質問主意書

提出者　赤間嘉之吉君

炭價昂騰の趨勢と其の調節策に關する質問主意書

提出者　田中善立君　小山松壽君
磯貝浩君

地方長官の府縣制蹂躙に關する再質問主意書

提出者　鈴木富士彌君

一政府より受領したる答辯書左の如し

大正七年三月十九日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員望月小太郎君提出本野外務大臣の誠意なき答辯に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員望月小太郎君提出本野外務大臣の誠意なき答辯に關する質問に對する答辯書

議會に於て本大臣の答辯を求められたる質問は多くは外交の機微に關し質問答辯共に國際關係に深甚なる影響を及ほすことあるへきに顧み本大臣は常に誠心を披瀝し必要なる說明を加ふるに努むると共に措辭に注意して苟も國家大局の利益に累を及ほさらむことを期せり

質問者は本大臣の答辯を以て要旨を避け事實を隱蔽し或は故らに質問の主旨を曲解すとなすも是れ全く誤解に基くものにして本大臣の意外とするところなり

本大臣は重大なる現下の時局に際し外交の情勢と政府の旨意とを一般に徹底せしめ以て國論の一致を圖るの必要を認識するか故に質問に答辯するに當りては今後益々意を是に用ひむとす尤も國家の利害に稽へ答辯を避くるの誠に已むを得さる場合あるへきは諒察あらむことを望む

右及答辯候也

大正七年三月十九日

外務大臣法學博士子爵本野一郎

大正七年三月十九日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員鈴木富士彌君提出地方長官の府縣制蹂躙に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員鈴木富士彌君提出地方長官の府縣制蹂躙に關する質問に對する答辯書

政府は夙に官紀の振肅を圖り地方長官をして嚴正公平苟も黨派に偏倚するか如きことなからしめむことを期し數々訓示する所あり質問書に謂ふか如き事實あるを認めす

客年十一月二十九日廣島縣郡部參事會員並同補充員の選擧は之を當時の事實に徵するに會議規則に定むる閉會の時刻切迫するも郡部會閉會に至らさるを以て郡部會議員定數四十一名中二十五名は郡部會議長に對して速に郡部會を開會せむことを請求したるも郡部會議長は仍會議を開かさるを以て年長議員議長の職務を代理し常用議場は恰も縣會休憩中なりしを以て議員控室を郡部會議場に充て之を各議員に周知せしめ議員定數以上出席したるを以て郡部會を開會し假議長を選擧し郡部參事會員並同補充員の選擧を了したり

右は府縣制第五十七條第二項及第四十八條に依據せる適法の措置にして敢て議長の權限を無視したるものに非す又會議規則に違反したる廉なきを以て廣島縣知事か之を有效なりと宣言したるは適當なりとす依て本大臣は何等監督權を行使して之か匡正手段を取るの必要を認めす

右及答辯候也

大正七年三月十九日

內務大臣男爵後藤新平

大正七年三月十九日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員田中善立君提出國民思想に關する再質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員田中善立君提出國民思想に關する再質問に對する答辯書

昨年十月九日夜內閣總理大臣官邸に於ける道府縣警察部長招待の席上總理大臣か「聞々民主思想を謳歌するか如き傾向なきにしもあらす」と述へたるは近時動もすれは機微の間不穩當なる言論文章の鋒鋩を看取せるに由る政府は常に民意の尊重に努め之か暢達を怠らすと雖穩健摯實なる國民の良性を傷ふか如きものに至つては之か戒飭匡正を期す

輕佻浮華の風を去り剛健摯實の俗を興すは特に刻下の狀勢に照して痛切に其の必要を感す政府は國民教育の振興を督勵して健全なる思想の涵養を圖るに努むると共に教育勅語戊申詔書の御趣旨に就ては各種の機關並施設を通して之か普及徹底を期しつつあり

濟生會に下し賜りし勅語の御趣旨に就ては閣班に列する者身を以て之か遵奉に努むるは勿論爲政の局に在る者は特に相戒めて之を體現せしめんことを期しつつあり

右及答辯候也

大正七年三月十九日

內務大臣男爵後藤新平
文部大臣　岡田良平

大正七年三月二十日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員恒松隆慶君外一名提出市町村長及助役優遇に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員恒松隆慶君外一名提出市町村長及助役優遇に關する質問に對する答辯書

市町村長及助役を優遇して此に適材を得且之をして永く其の職に安んせしむることは政府の常に念とする所にして其の方法に付ては最も愼重なる考慮を爲しつゝあり此等吏員の爲市町村に對して退隱料退職給與金等の條例の設定を勸奬し又永く市町村長助役の職に在り公共の事務に勤勉し効勞顯著なる者に對しては褒章條例に依りて之を表彰し効勞者の効勞優良なるも未た褒章條例に依るに至らさるものに付ては明治四十二年以來內務大臣に於て之を選奬し以て一般効勞者の奬勵に努む尙ほ其の他の優遇方法に關しては目下攻究中に屬す

右及答辯候也

大正七年三月二十日

內務大臣男爵後藤新平

大正七年三月二十日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員岡田榮君提出朝鮮總督府會社令に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員岡田榮君提出朝鮮總督府會社令に關する質問に對する答辯書

政府は朝鮮の民情に照し尚會社の設立を取締るの必要ありと認むるか故に當分會社令を廢止するの意思なし

右及答辯候也

大正七年三月二十日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

大正七年三月二十日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員土屋清三郎君提出傳染病研究所の發見に係る病原の眞僞に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員土屋清三郎君提出傳染病研究所の發見に係る病原の眞僞に關する質問に對する答辯書

自然學に於ける新發見は學者か現在の學問上の智識を基礎とし自己の實驗上の所見に依りて立論するものなるか故に之に對して學說上異論を生することも亦免るへからす從て一の發見に關して絕對的に其の眞僞を保證するか如きは到底不可能なり而も學者か孜々として研究に勉め其結果を發表するは學問の發達上頗る喜ふへきことにして本邦學者の信用に關するか如きことなし

右及答辯候也

大正七年三月二十日

文部大臣岡田良平

大正七年三月二十日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員岡田榮君提出對支政策に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員岡田榮君提出對支政策に關する質問に對する答辯書

政府は支那國民か大局に顧み速に其閱爭を歇め國内の平和秩序を恢復し以て其政局の安定を得るに至らむことを切望するものにして這般形勢の推移に對しては常に深甚の注意を加へ隨時之に對應する機宜の措置を執り以て東洋永遠の平和を確保するに努め居れり

右及答辯候也

大正七年三月二十三日

外務大臣法學博士子爵本野一郎

大正七年三月二十三日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員横山勝太郎君提出救貧行政に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員横山勝太郎君提出救貧行政に關する質問に對する答辯書

一、東京市及其の鄰接地に於ける所謂第三階級者の救濟に付ては政府の夙に留意を怠らさる所にして現行制度に基きて救助を行ふの外地方公共團體及救濟團體等を督勵し相俟て實効を擧けむことを期しつゝあり衞生狀態の改善風紀の刷新に付ても機宜の處置を怠らさらむことを期す

二、公設長屋及質屋官營の施設は救濟行政上重要の事たるも實際の狀況及財政の關係等に付殊に愼重の考慮を要するものあるを認む

右及答辯候也

大正七年三月二十三日

内務大臣男爵後藤新平

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一去二十日議長に於て選定したる委員左の如し

北鮮、裏日本聯絡航路延長に關する建議案

小川 藏次郎君　西村 正則君
菅野 傳右衞門君　高見 之通君
佐々木 平次郎君　櫻井 兵五郎君
今村 七平君　秋田 寅之介君
神谷 卓男君

支那人敎育の施設に關する建議案

頭本 元貞君　高橋 本吉君
一宮 房治郎君　長峰 與一君
森本 是一郎君　樋口 秀雄君
關 和知君　菊池 良一君
柏原 文太郎君

一去二十日葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案委員則元由庸君辭任に付其補闕として西村種禮君を議長に於て選定せり

一去二十日委員長及理事互選の結果左の如し

會計士法案委員會
委員長 高木 益太郎君
理事 丸山 嵯峨一郎君

市制中改正法律案外一件委員會
委員長 原田 十衞君
理事 佃 安之丞君　河野 敬志君　近藤 達兒君

市町村吏員優遇に關する建議案委員會
委員長 恒松 隆慶君
理事 荒川 五郎君

市町村其の他公共團體に煙草元賣捌事務委任に關する建議案外一件委員會
委員長 秦 豐助君
理事 松島 肇君　綾部 惣兵衞君　堀川 美哉君

帝國美術館建設に關する建議案委員會
委員長 金杉 英五郎君
理事 毛里 保太郎君

金名鐵道敷設に關する建議案委員會
委員長 戶水 寬人君
理事 古川 清君

松本鐵道建設に關する建議案委員會
委員長 高島 順作君
理事 植原 悅二郎君

一昨二十二日請願委員理事補闕選擧の結果左の如し

請願委員
理事福井三郎君（理事渡邊祐策君補闕）

一昨二十二日金名鐵道敷設に關する建議案委員古川清君辭任に付其補闕として石原正太郎君を、北鮮、裏日本聯絡航路延長に關する建議案委員佐々木平次郎君辭任に付其補闕として横井藤四郎君を孰れも議長に於て選定せり

一昨二十二日委員長及理事互選の結果左の如し

支那人敎育の施設に關する建議案委員會
委員長 頭本 元貞君
理事 森本 是一郎君

北鮮、裏日本聯絡航路延長に關する建議案委員會
委員長 小川 藏次郎君
理事 秋田 寅之介君

〔左の質問主意書は政府の答辯書送付に付參照のため掲載す〕

本野外務大臣の誠意なき答辯に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年一月二十八日

提出者 望月小太郎
贊成者 黑須龍太郎 外百十四人

本野外務大臣の誠意なき答辯に關する質問主意書

今や戰局の重大なる其の結果當に測るへからさるものあり宜しく朝野心を一にし以て此の急轉直下の大變局に順應するの國策を樹てさるへからす伏して惟るに第四十回帝國議會開院式の　勅語中朕ハ歐洲戰況ノ益々重大ナルニ鑑ミ努メテ聯合列强トノ協調ヲ鞏ウシ同盟履信ノ實ヲ擧ケ以テ東洋ノ和平ヲ保全シ終局ノ目的ヲ達セムコトヲ期スの　聖旨豈感激せさらむや

是時に當り外務大臣たるもの議員の質問に對しては眞に所謂誠心誠意を披瀝し汎く國民をして外交の現狀及其の將來の歸著する所を認識せしめ以て大に一世の人心を砥勵振起せしめさるへからさるや論なし

然るに去る二十三日以來の本會議並豫算委員會に於ける本野外務大臣の各議員の質問に對する答辯は多く其の要旨を避け或は事實を隱蔽し若は故らに其質問を曲聽誤解し徒に口舌の間に一時を糊塗して明晰なる答辯を爲さす其の結果國民をして此の曠古未曾有なる時局の趨勢並之に伴ふ將來の影響に關し其の向ふ所を識る能はさらしむ是れ豈重大なる時局に對する閣臣蹇々の誠ならむや

敢て問ふ此の際當該外務大臣は大に反省熟慮以て各議員の質問に對し遺憾なき詳細なる答辯を爲すの誠意なき乎

右及質問候也

地方長官の府縣制蹂躙に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月十二日

提出者 鈴木富士彌
贊成者 大竹貫一 外三十一人

地方長官の府縣制蹂躙に關する質問主意書

近時地方長官の風紀著しく頽廢し其の府縣會に臨むや常に多數派の鼻息を窺ひ啻に其の横暴を制すること能はさるのみならす時としては其の意を迎へむか爲府縣制を蹂躙して顧みさるものあり

例へは大正六年十一月二十九日廣島縣會郡部會の開會に當り議員大多某外二十餘名は多數を頼み議長の權限を無視し規則に據らすして私に會議を開き參事會員並同補充員を選擧し不法の行動を爲したるに拘らす廣島縣知事馬淵鋭太郎は府縣制の規定を無視して之か取消を爲ささるのみならす寧ろ多數派に媚ひ縣會に於て公然該選擧を有効なりと宣言したり

斯の如きは府縣制を破壞するの甚しきものにして實に我か自治制度の一大危機と謂はさるへからす內務大臣は速に監督權を行使して之か救濟を爲すへきものと思惟す政府の所見如何

右及質問候也

國民思想に關する再質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月八日

提出者　田中善立

贊成者　尾崎行雄　外二十九人

國民思想に關する再質問主意書

發に提出したる國民思想に關する質問に對する政府の答辯は要領を得す更に明確なる答辯を望む

右及再質問候也

朝鮮總督府會社令に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月七日

提出者　岡田榮

贊成者　齋藤壽雄　外三十二人

朝鮮總督府會社令に關する質問主意書

朝鮮總督府會社令は其の制定以後既に八年今や民智の進步は斯の如き變則の制度を要せさるのみならず却て產業の發達を阻害するものと認む政府は之を廢止するの意思なきや

右及質問候也

對支政策に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月七日

提出者　岡田榮

贊成者　齋藤壽雄　外三十二人

對支政策に關する質問主意書

鄰邦支那は第一革命以來既に八年を經過するも國基未た確立せす常に動搖して歸一する所を知らす帝國は東洋平和の支持者たる其の地位に鑑み宜く善導扶掖して國基の鞏固安寧秩序の保維國利民福の向上發展を効さしめ以て東洋の禍根を除き永遠の平和を確保せさるへからさるものと信す政府は果して現在の對支政策及施設を以て足れりとし之か改善進步を爲すの意思なきや

右及質問候也

救貧行政に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月十四日

提出者　横山勝太郎

贊成者　早速整爾　外三十人

救貧行政に關する質問主意書

第一　東京市及隣接郡村に於ける第三階級に屬する數萬人の經濟衞生風紀の狀態は眞に寒心に堪へさるものあり政府は此等に對する救貧行政を如何にせむとする乎

第二　救貧行政殊に公設長屋質屋官營等の施設に關する政府の所見如何

右及質問候也

○副議長（濱田國松君）　是より會議を開きます。

○田中善立君　議長。

○副議長（濱田國松君）　田中善立君。

○田中善立君　議事の進行に關して一言致します。

○副議長（濱田國松君）　田中君に御尋ねしますが、會期切迫の折柄で御ざいますから、議事進行に關すると言へば、成るべく嚴格に其意味を糺したいと思ふのであります、純然たる議事進行に關することでありますか。

○田中善立君　さうであります。

○副議長（濱田國松君）　發言を許可致します。

○田中善立君　簡單でありますから自席より述べます、過日本員の國民思想に關する質問を致したる際に、二月十一日發行の「日本及日本人」中に掲載せる「後藤大臣に問ふ」と云ふ論文中の一節を朗讀する代りに、速記錄に掲載すべく議長の許可を求めた所が、遂に議長の御許がなかつたのである、議長は何れの慣例に依て之を拒まれたのでありますか、本員の記憶する所に依りますれば、斯る例は幾度もあるやうに思ふて居る、唯々之を許されざりし時は、發賣を禁止されし雜誌新聞を掲載せんとする時許されざりし例はあるやうに記憶して居ります、然るに彼の雜誌は發賣を公然許されて居るのであります、而して事柄は後藤大臣が國務大臣として、即ち公人として、或る奸商と結托し、さうして不正不義を働き官紀を紊亂せむとする事柄を、事細かに論じて居るので御ざいます、之を本員が風敎上、國民思想上、質さむとするに、之れを掲載して何の妨がありませうか、議長は如何なる御意見に依て之を許可されざりしや、此點を伺ひます。

○副議長（濱田國松君）　田中善立君に御答致します前例に依りまして演說材料たる新聞雜誌類にして朗讀せられざりしものを本議場の速記錄に掲載することに付ては、議長に於て許可するものに限つて之を掲載し來つた前例になつて居る、而して唯今御申出の分は、議長に於て掲載すること宜しからざるものと認めて、許可せなかつたのであります、此議長の許否が正當であるか、不當であるかは議論に屬するものでありまして、此席で申上げる必要はないと思ふ、兎に角議長は前例に依て許可すべからざるものとして許可しなかつたのであります、此段御答辯に及びます、質問第一、朝鮮警務機關の組織に關する質問——陣軍吉君（拍手起る）

一　朝鮮警務機關の組織に關する質問（陣軍吉君提出）

朝鮮警務機關の組織に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月六日

提出者　陣軍吉

贊成者　恒松隆慶　外三十五人

朝鮮警務機關の組織に關する質問主意書

政府は朝鮮に於ける警務機關の組織を改定するの意なきや

右及質問候也

〔陣軍吉君登壇〕

○陣軍吉君　本員は質問する前に方つて、豫め諸君の御同情を得て置きたいと思ひます、其理由は實は此質問は去る六日に提出したので御ざいます、然るに其後十五六日以後に質問書を提出したものは、私よりも既に先に濟んで居るので御ざいます、幸に去十九日の日程に上りましたが、緊急動議を以て又復延期になつたので、斯樣に會期切迫の今日に於て、日程に上ることになつたので御ざいますから、聊か長くなるかも知れませぬ、左樣の事情に依て言論中止の箇單々丈は、豫め御免を蒙つて置きたいと思ひますから、此段御同情を得て置きます（「簡單々々」と呼ふ者あり）簡單は承知しませぬ、本員は此朝鮮の統治上同化政策上の實績を擧げます上に於て、最も重大なる關係を有して居る警務機關の組織に關して、政府の所見を問はむと欲する者であります、諸君、日露戰爭の結果日韓協約を締結し、韓國に對して保護政治を施し其後世界の大勢に鑑みまして兩國主權者の合意に依て韓國は完全に我帝國の領土に歸したので御ざいます、而も我帝國は此新附の同胞に對して一視同仁の下に同化の政策を執らなければならぬので御ざいます、而して其實績を擧げるに付きましては政治上の施設に多大の注意を拂はなければならぬと云ふ事は當然の事であります、本員は此意味に於きまして此重大問題たる警務機關の組織變更に付きまして政府に質する所以で御ざいます、倩て朝鮮警務機關の組織は、舊韓國政府時代即ち統監府時代に於て純然たる警察組織の下に各道の治安維持秩序回復、及日韓人の身體生命と財產の保護に對して、全力を傾注したのでありまして、最も警察の本能を發揮し、其効果の顯著なりしことは、官民の能く認むる所であります、殊に其の當時は各道に暴徒蜂起し、殆ど戰時狀態にありましたにも拘らず、警察の目的は遺憾なく遂行し、所謂警察本分たる職責を盡したることは、一般識者の認むる所であります然るに時の寺內統監は赴任匆々、未だ韓國の事情にも通ぜざるに拘らず、前任者たる伊藤統監並に曾禰統監の政治政策の方針を急激に變改して而して、警務機關の組織に大變更を斷行されたのであります、即ち警察本位の制度を憲兵本位の制度に變更したのであります、惟ふに時の寺內統監は、日韓併合の準備として、此警察官の組織に一大變改を加へたのであらうと思ひます、尙換言すれば排日思想の誘致をして暴徒の再發せんことの憂が、朝鮮各道に於ける再び亂世の狀態に陷る事を慮るの餘り、現行の憲兵制度に變更して防遏警戒の備を爲したものであると

思ひます、而して寺内伯が朝鮮に統監として著任の當時は、既に朝鮮各道に於ける所の暴徒は稍々鎭定して居つたのであります、日韓併合して秩序も當に恢復して居つたのであります、唯々纔に不安であると云ふ杞憂的の痕跡を留めたに過ぎぬのである、斯の如く併合の際は、折角警戒防遏の目的を以て、武斷的に改正したる所の警務機關の組織の改良も、杞憂に属したのであります、否な寧ろ狼狽過ぎたる譏りは日韓民の異口同音に唱へた所であります、其併合後に於ける所の朝鮮各道の形勢はどうであつたか果して暴徒の防遏を誘致したのであるか、尙排日思想の度を高めたのであるか決して斯る事迹は無かつたのである、即ち寺内統監が準備行爲の豫想には反したのであります、併合前と餘り異なる所は無かつたのであります、寧ろ平穩無事の狀態でありました何の爲めに此警務機關の組織の改定をしたるか、其後に何等の影響も波及しなかつたのであります、而も此の組織變更に付ては、實は莫大なる費用を投じて大袈裟なる建立をなしたに拘らず、それ丈の効果を收むることが出來なかつたのである、却て憲兵制度に對しては、日韓民の間に非難攻擊の聲を擧ぐるに至つたのである、斯の如く朝鮮統治上或は政策上悉く武斷政治に陷りまして、高壓手段を弄し、言論の壓迫を敢てし、却て日韓民の反感を購ふに至つたのであります、而して此憲兵制度に改めました所の結果は、司法事務に對しましても至大の影響を及ぼして來たのであります、司法警察事務に全く無經驗なる所の、而も法學通論すら購讀したることもなき全く法規の觀念に乏しき所の步兵、砲兵、騎兵科出身の軍人をして、憲兵並に憲兵將校に任用し、同時に其將校をして警視に、若くは憲兵伍長をして警部に任用したが爲に、行政警察の運用上に於て、恰も暗夜放矢の危險を招いたのであります、司法警察上の智識に乏しき此憲兵が職務を執行する上に於ては寔に危險千萬な事が尠なからぬのであります、殊に犯罪搜索乃至聽取書の作成すら不完全極まる故に、隨つて判事檢事の執務上にも、非常に影響を及ぼしまして其事務を執る上に於て寧ろ害をしたのであります、政府は果して此實例を承知して居るかどうか又完全に司法行政事務を執行し得られるものと信じて居るか否や、此點を伺ひたいのであります、朝鮮に於ける現行警務機關の組織と云ふものは、總て系統的に軍人がやつて居る、警務總監部には警務總長を置き、各道には所謂佐官たるべき、而も老朽の佐官たるべき者に、警務部長の職を以てし、其下の警視警部には即ち少尉中尉大尉を警視とし、或は憲兵伍長軍曹を以て警部に任用して居るのである、諸君如何で御ざいますか、斯の如き即ち各道に居る所の警務部長は、既に後備役に編入されんとする其前である、軍事上には多年の經驗もあり、或は其智識經驗は豐富なるべしと雖も

〔此時副議長濱田國松君退席議長大岡育造君著席〕

○陣軍吉君　不慣れなる所の警察事故に對して何等の經驗もなく又法律上の智識もなく、法規を解釋する所の智識にも乏しき者が、各道の警察の首腦者となると云ふことは、果して完全に警察事務が行はれませうかどうか、吾々は甚だ之を懸念に存じて居る次第であります、又各道の警察部には即ち警察令なるものも、此憲兵佐官たるべき警務部長が發するのであります、各道の長官は警察事務並に衞生事務に對しましては、命令を發し若くは處分を爲す所の權限を有たないのであります、例へば日本に於ては府縣知事は警察權を有し、警務部長は補助機關でありますが、朝鮮は之と反對に警察部長が即ち警察令を發する所の權限を有して道長官は之を有さないのであります、即ち補助機關たるべき所の警務部長が此權限を有して、道長官は何等此權限を有して居らぬのである、寔に變挺なる制度であると思ひます、斯の如き制度でありますが、故に、色々な點に關係を有するのであります、例へば下の憲兵から上は總督に至る迄、總て系統的に軍人を以て嵌めてありまする爲めに、他の文官の不始末と云ふやうなことに付ても、針小棒大に報告するのである、總督の方に於ては自分の部下たるべき所の總て憲兵の系統を經た報告でありますから、悉く之を信ずると云ふやうな有樣である、又若し他の文官が憲兵の不正非行等を發見して、之を上官に、即ち上司たる所の總督に報告致しましても、之れを事實と看做さない、實に其遣方は甚だ不都合な事のみであると私は認めて居るのであります、尙ほ現行の朝鮮に於ける所の制度は殆ど韓國四百年來、即ちずつと舊來に繰返した狀態であると思ひます、韓國に於ける開國四百年來の警察制度なるものは、軍務と警務、若くは獄務財務、此混同狀態でありましたが、今日の朝鮮の警察機關の組織と云ふものは、殆ど軍務と混同したもので、所謂韓國四百年來の昔に遡つた歷史を繰返して居るのである、苟も今日憲法を施いたる所の朝鮮に對して、斯の如き舊式の制度を執ると云ふことは、甚だ不都合であると本員は考へるのである、又此憲兵制度あるが爲に朝鮮の各道に於ける行政事務は實に澁滯を極めて、進步發展しないと思ひます、何となれば其事實を擧げて申しますが、彼の慶尙南道に於ける警務部長と、其警察署長たる所の警視と、非常に反目嫉視して居るのであります、それは何に原因するかと申せば、彼地の遊廓問題に關して反目嫉視すると云ふことになつて居る、警務部長は民間の二三の者と結託して遊廓地の指定地問題に密に運動して、又密に二三の人民と相談を致して、其移轉を致したのでありますが、之を監督する所の直接の署長なるものは、少しも之に喙を容れることが出來ない聊か喙を容れました所が、警務部長の爲に一大叱責を蒙り、其上に尙ほ他に轉任を命ぜられたと云ふ事であります、苟も一道の警務部長なる者が、遊廓地の移轉地を指定するに方りまして、自分の部下の警視署長等に何等の相談もなく、却て民間の者と相結託して是が敷地を決定すると云ふ事は甚だ宜しくない、殊に警務部長が部下の警視を統御するの才幹智識なきに至つては、實に驚くに堪へたる次第で御ざいます、隨て此警務部長と警察署長との相反目の點は、朝鮮人から見て異樣の感を起して居るので御ざいます、即ち警務部長と警察署長の反目は延て其地方の安寧秩序を破壞し朝鮮人の同化政策に非常な影響を及ぼしたと云ふ事は事實であります、是は本年の一月二十八日、九日、三十日、此三日間の大阪每日新聞に揭載されましたから、能く諸君に於かれましても御承知の事と存じます、又或る所の警務部長即ち佐官たる大佐、中佐、少佐、是れが即ち各道の警務部長を致して居りますが、實に奇々怪々なる事が尠からぬので御ざいます、それはどう云ふことがと申しますると、或道に於きましては、此警務部長が警察權を有するが爲に此自轉車の免許をすると云ふことに付き、即ち警務部長が許可するのでございます、然るに他人の名義を以て自轉車を澤山買うて貸自轉車をやつて營業を營んで居る、如何でございますか、此自轉車を取締らなければならぬ警務部長が自ら他人の名義を以て、さうして自分の內職を致して居ると云ふ事は甚だ不都合である、さうして每月六百圓餘りの收入を其警務部長は得て居ると云ふことである、若し日本の警察部長にして斯の如き事があつたならば、三日間の中に免職されるに違ひないと思ひます又……

○法學博士政尾藤吉君　議長――共通法案の委員會を開きたいと思ひますから許可を願ひます。

○議長(大岡育造君)　許可致しますが、以後は議員の發言中に御求のないやうに御注意致します。

○陣軍吉君　此憲兵本位の制度實施後、即ち大正五年八月には如何なる一大珍事がありましたか、洵に由々敷き大事件が勃發したのでございます、それは諸君の御承知もありませうが、黃海道州地方法院の氏野檢事正は、何人の爲に殺害されました、是は即ち其部下に居る所の憲兵伍長が「ピストル」を以て之を殺害したのでございます、苟も警察の事務を執る所の憲兵が、自分の司法事務として上司に當る所の檢事正を銃殺したと云ふ事は、實に意外千萬不都合である、是は其理由は、(「簡單々々」と呼ふ者あり)一寸御待ちなさい、前きに御同情を得て置きました――憲兵伍長が檢事正を殺害した理由は、餘り憲兵が朝鮮人の犯罪事件に際しまして、虐待するとか或は拷問するとか、非常に慘酷なる取扱をするが爲に、檢事正に注意された、其恨を以て檢事正を殺害したのである、苟も憲兵として人の生命財產を保護する者が、人を殺害するに至つては洵に驚かざるを得ぬのであります、而も是は朝鮮人同化政策の上に、非常に影響を及ぼして居るのでございます、それから尙ほもう一つ最近に起つて居る問題があります、是は餘り武斷的に壓迫するから、朝鮮人の少しく智識のある者は中々心服しない、壓迫が甚だしければ必ず其反動と云ふものは起るのであります、然るに近頃朝鮮には非常なる陰謀事件が起つて居る、其陰謀事件なるものは、即ち朝鮮國をして再び恢復したい、即ち國權恢復を致したいと云ふ事に付て、非常なる陰謀團が企をして居るのであります、併ながら是は世間に未だ知れないのは、畢竟祕密の中に在るかも知れぬと思ひますが、兎も角も其陰謀團なるものは朝鮮をして恢復せしめ、舊のやうに一國を成立せしめやうと云ふ陰謀團で、此巨魁なる者は梁起鐸と云ふ、今間島の少しく奧の山に伏在して居

る所の、最も有力なる人間でございます、是が朝鮮に於ける所の同志と氣脈を通じまして、悲憤慷慨極まる所の趣旨の下に同志を募つて居るのでございます、漸く近頃總督府は之に目が著きまして、幾分か檢擧に著手して居るやうな模樣でございますが、斯の如く國權恢復を企つるやうな陰謀團、即ち祕密結社を結ぶに至ると云ふのも、所謂軍閥的に餘り壓迫手段が過ぎて、朝鮮人に對して深切丁寧と云ふ事を缺いて居る結果に相違ないと思ひます、武斷政治の弊害は以上の如き事件を勃發致しますから餘程是は注意しなければならぬと思ひます、尙ほ實例を申しますが地方の金融上にも憲兵が矢張喙を容れるのである、警察官なる者が斯の如く民事上までも喙を容れべきものではないと思ふのでございます、兎に角朝鮮の今日の制度なるものは、甚だ今日の民意に對し、今日の狀態に鑑みまして、是は何處迄も、撤廢を致して、純然たる警察制度の下に復活せしめなければいかない事であると本員は堅く信ずるのでございます、尙ほ私は朝鮮に於ける現在の有樣に付て、今の制度の不都合なる點を詳しく調査をして居りますけれども、餘り時間が長くなりますから、それは省くことに致しまして、若し容れなければ議會中に質問書を出す決心を持つて居ります、以上述べました如く弊害續出し、且つ在留日本人及朝鮮人の權利を侵害するのを訴ふるに途無いのでございます、隨て憲兵制度の一日も早く撤廢せられんことを希望するのは、殆ど今日の輿論になつて居るのでございまする、然るに政府は此輿論に反して而も朝鮮統治上政策上、同化目的の遂行上、至大の關係を有する現行の警務機關の組織を撤廢し、警察本位の制度に改正するの意あるや、否や、若し何迄も現行制度をして尙ほ永久的に存續するものとせば、其必要なる特殊の理由を明確に答辯せられんことを望む次第であります、餘り長くなりまして恐縮の次第であります(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 此場合諸君に御諮り致したい事があります、請願委員長板東勘五郎君は、職務に勵精して、特に委員長の報告に時間が接近して參つた際に、本議場に於て病に罹られました、唯今より危篤の儀退出せられます、十分間休憩して送りたいと存じます、御同意を願ひます。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 暫く十分間休憩致します。

午後二時一分休憩

午後二時十八分開議

○議長(大岡育造君) 休憩前に引續き開會致します土井權大君、同盟罷工と職工保護に關する質問。

二 同盟罷工と職工保護に關する質問(土井權大君提出)

同盟罷工と職工保護に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月二日

提出者 土井權大

贊成者 鈴木梅四郎 外三十四人

同盟罷工と職工保護に關する質問主意書

一 近時各地工場に於て同盟罷工頻々たり政府は之を放任するの意思なりや否

二 若之を鎭定するの意思ありとすれは其の具體的政策如何

三 職工購買組合の設置を獎勵し職工の生活費を輕減すると同時に德義心の向上を圖るは同盟罷工豫防の一策なると共に職工保護の一案なりと思惟す政府の所見果して如何

四 政府は產業組合の普及に力を竭すこと大なるに拘らす何故に職工購買組合の獎勵保護に勉めさるや

五 特に官役職工の購買組合設置を獎勵し模範的職工を作るは政府の當然爲すへきの途なりと思惟す然るに產業組合法制定以來十有餘年を經過したる今日に於て尙官役職工より成る購買組合の設置を見さるの理由果して如何

六 現今民設若は官營工場に於ては職工に對する日用品配給に關し日用品渡場に工場にて經營使用人全般に供給するものあり又工場內に指定の商人をして販賣店を開かしめ工場監督の下に日用品を販賣せしむるものあり斯の如き配給法は種々の弊害多くして產業組合法に依る組合の如く經濟と道德との調和を計ることを得さるは自明の理たるに拘らす政府は何故に官役工場のみにても產業組合法に依る購買組合設置を獎勵せさりしや

七 特に海軍工廠所在地の多くは商業中心の地域に非さるを以て物價は他の都市に比較して常に高位に在り故に職工を保護せむとせは日用品購買組合を設立し彼等の生活費を輕減し進むては彼等の德義心の向上を圖り轉工を豫防するは現下の急務なりと思惟す政府の所見果して如何

右及質問候也

〔土井權大君登壇〕

○土井權大君 極めて簡單に質問を試みます、政府も御存じの通り、近年我國工業の勃興に伴ひ、同盟罷工が頻々として起きて居るのでございます、即ち大正元年より四年迄は一年の罷工件數が四十九件乃至六十四件、加盟人員が五千七百三十六人乃至七千八百五十二人でありましたものが、大正五年に至りましては罷工件數が百八件、加盟人員八千四百十三人となつたのでございます、昨大正六年に於ては、一躍して罷工件數三百九十七件、其人員が五萬七千二百四十九人の多きに上つたのでございます、更に本年は益々同盟罷工の傾向がある事は政府も御存じの通りでございます、今に於て何等かの豫防方法を講ずるにあらざれば、若夫れ戰後經濟界の變調のあつた場合には、由々敷大問題の起る事は、私が喋々申さずとも政府は既に御存じの事であらうと思ひます、然らば政府に於かれましては此同盟罷工の豫防に付て、如何なる政策を御持ちになつて居るか又如何なる政策を以て鎭定し樣と御考なさつて居りますか、是が私の問はんとする所の第一でございます、元來同盟罷工の原因と云ふものは色々ございますが私の見る所に依りますと、第一は德義心の缺乏、即ち職工の德義心の缺乏、第二には生活不安即ち生活問題に歸著するのでございます、然るに政府は是等の根本問題に何等心を注がずして此項の同盟罷工に對する所の政策を考へまするに消極手段としては輙ち治安警察法第十七條に依る所の同盟罷業鎭壓の手段に依て之を豫防するか、然らざれば刑法第八章の騷擾罪に依て彼等同盟罷業者を取扱はれて居るか斯う云ふ樣な消極政策を執られて居るのでございます更に平時に於て職工の保護政策として、如何なる政策を御執りになつて居るかと云ふたならば、工場法の施行、簡易生命の取扱、又官營の職工に於きましては、彼等に共濟組合と云ふものを作らせて居ります又此の頃は勞働保險の制定をしなければならぬと云ふ議も起つて居ります、併ながら是等の制度は決して惡るい制度ではない、確に良い制度でございますが、職工を保護する所の根本政策でなくして、單に是は補助政策でございます、何等此根本問題には接觸して居りませぬ、如何となれば生活問題の解決の一事にはなるでございませう、けれども平時に於ける所の彼等職工生活の安定、所謂生活問題に何等の效果を奏せないのでございます、又職工に對して何等の溫みも與へないのでございます、況や此同盟罷工の最大原因である所の、德義心の向上と云ふが如きことには、何等接觸して居らぬのであります、言葉を換へて申しましたならば、同盟罷工の原因である所の生活問題の解決、德義心の向上、夫等に對しては餘り沒交涉でございます、のみならず治安警察法若くは刑法と云ふが如き消極手段を以て、彼等を益鎭壓しやうとしたならば、害こそあれ何等彼等を益する所の效能は、將來に於て無いと云ふことは、私が喋々申しませずとも御存じの筈でございます、故に現今我國に於ける所の職工保護政策と云ふもの、又同盟罷工の鎭撫政策と云ふものは、悉く姑息政策である、消極政策である、御存じの通り是は先進國たる英吉利獨逸の例を見ましても、何れも職工保護の根本政策としては、所謂平時に於て日用品の消費組合と云ふものを組織せしめて、共同に日用品を購求し、直接生產地に對して一括して多量の注文を爲すが爲に、割引の利益を得て中間の商人に利益を壟斷せしむることなく、精良なる物品を安價に購入する便法を執つて居るのでございます、更に進んで彼等職工の消費組合は、日用品の生產なども致しまして、假令賃金は上らずと雖も、夫等の運用夫等の作用に依て、生活費の輕減を圖り自然增給をしたのと同じ結果を來して居るのでございます、加之其組合は彼等職工自身に直接利害關係あるが爲に、自然と彼等職工の獨立自尊の精神を涵養し、共同一致の精神を養成し、知らざる間に勤儉貯蓄の美風と云ふものが涵養せられ、所謂德義心の向上と云ふことが出來るのでございます、彼の忌むべき同盟罷工に偉大なる效力を奏して居ると云ふことは、夙に當局の御存じの筈であるに拘らず、何故に政府は職工の消費組合の設立に對する保護獎勵の途を、是迄御執りにならなかつたのでございますか、是が私の第二の質問でございます、御存じの通り、我國に於ては明治三十三年三月に產業組合法が制定せられ、今や其組

合の數が一萬を超過し、組合員の數は百萬を超過致して居ります、非常に順調に産業組合は發達しつゝあります、且つ四十四年には畏くも二萬圓御下賜金があつたのであります、是等は悉く政府當局の熱誠なる奬勵の結果と私は思ひますが、併ながら夫等の組合と云ふものは、悉く農村方面の方に發達致しまして、職工の消費組合と云ふが如き方面に對しては發達致して居らぬのでございます、日本には僅か三つしかない、産業組合は一萬ありますが、職工の組合と云ふものは、即ち職工に依つて組織されて居る産業組合は三つしかないのでございます、即ち鐵道院であるとか、爲替貯金局であるとか云ふ方面に於ては、矢張産業組合法に依る所の消費組合を作つて餘程の好成績を得て居ります、即ち政府に於ては果して此の消費組合は効能はあるか無いかと云ふことは既に一部の實驗を爲さつて居るのである、職工方面に對して爲さつて居りませぬけれども、鐵道院爲替貯金局の從業者の彼等に依て作られた所の消費組合に依て、試驗を爲さつて居るに拘らず、効力のあるものであると云ふ實驗があるに拘らず、何故に官營の工業が最も多く現存して居る所の海軍工廠であるとか、若くは陸軍砲兵工廠、製鐵所方面に向つて此種の消費組合の奬勵を爲さなかつたのであるか、是が第三の質問でございます、特に本員の調査致しました所に依れば、我國官營工場の一部に於ては、斯う云ふやうな遣り方をやつて居ります、一定の商人を指定して其指定商人をして販賣店を開かしめて居る、さうして其日用品の販賣は官營工場内に於て行はせて居る、若くは消費組合類似の組立に依て、日用品を彼等職工に配給して居る所もある、又聞くが如くんば近く海軍工廠に於て、海軍共濟組合規則第二十八條に依て、即ち「海軍大臣の承認を經て組合員及其の家族の情態を救濟する爲必要なる相當の設備を爲すことを得」、此明文に於て日用品配給方法の企のあらせられると云ふことを聞きます、夫等の企て、即ち産業組合法に準據しない所の物品共同購入の企てと云ふものは、其弊害の多々あると云ふ事は私が申さずとも能く御存じの筈である、又産業組合組織の如く、賣上價格に對する――所謂日用品賣上價格に對する所の所得税免除であるとか、營業税免除、地方税免除と云ふが如き特典が無いのでありますから、故に其産業組合法に據らざる所の消費組合類似のものは、自然に日用品が高くなる、況や産業組合獨特の長所である所の獨立自助の精神、協同一致の精神、勤儉貯蓄の美風、斯う云ふ樣な所謂道德の向上を圖ると云ふ事は、夫等の類似組合に於て行はれないと云ふ事は、火を覩るよりも明かであります、況や御下賜金が二萬圓もあつて、どうしても産業組合の發達、消費組合の發達をし樣と云ふ大御心にも反した所の遣方であると私は思ふのであります、故に政府は此際政務統一を圖る上よりして將た産業組合精神普及の上よりして、官役職工の最も多い所の海軍工廠、陸軍砲兵工廠、製鐵所などにも職工消費組合を造つて、模範職工を造り、以て總ての日本の職工に、官役職工は斯の如くおとなしい、斯の如く道德心が發展して居る、斯の如く生活問題の解決が著いて居ると云ふことの模範を御示しになることは現在最も急務であらうと私は考へる、然るに此點に於て何等の保護奬勵を爲さつて居らぬのは如何なる次第でありますか、是が私の問はんとする所の第四でございます、其他色々御尋したい事がありますが會期切迫の折柄でありますから、御遠慮致して、更に其詳細な事は質問主意書に出て居りますから、政府に於かせられましては、此質問主意書に對する所の事項、並に私が唯今御尋致しました事項に對し、責任あり誠意ある所の答辯を、私は要求して此壇を降る次第であります。

○岩崎勳君　日程繰議の都合に依り、質問の第三に對して、一時延期の動議を提出致します。

○議長(大岡育造君)　質問第三に對し延期の動議が出ました、御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なしと認めます、此場合議事進行に付ての發言を伊東知也君より求められて居ります、此處で許可致します

○伊東知也君　極く簡單でありますから此處で御許しを願ひます。

○議長(大岡育造君)　許可致します。

○伊東知也君　大した問題ではありませぬ、御心配は要りませぬ、私の政府に對する東三省に於ける排日行動に關する質問に付て、外務大臣が一應答辯書を出しましたが、甚だ曖昧不徹底であるが爲めに、私は再質疑を起して外務大臣の答辯を求めたのであります、御承知の如くそれに對して、外務大臣は壇上に於て答辯せられましたが、是亦不得要領であつて、追て別に詳しいことは書面を以て御答をすると言ふて御歸りになつたのであるが、其儘今日迄二週間近くもなるのに未だ私の質問に對して答辯が無い他の質問に對しては先刻書記官の朗讀された通り、答辯書を出して居るに拘らず、私の質問丈に對しては答辯書も出さなければ答辯もしない、或は答辯が出來ぬと云ふことであれば此方でも考へますが、うんだとも潰れたとも今に至つて何等の音沙汰が無いのは甚だ怪しからぬ、又會期切迫の際ではあるが、其答辯に依て考へることもあるのであるから、議長よりして外務大臣に向つて私の答辯はどうしたかと云ふ御催促を願ひたいのであります。

○議長(大岡育造君)　承知しました――日程第一、第二は決算なるに依り一括して議題となすに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　然らば一括議題となして委員長の報告を求めます――委員長富島暢夫君。

第一　大正三年度歲入歲出總決算及各特別會計歲入歲出決算

第二　大正四年度歲入歲出總決算及各特別會計歲入歲出決算

〔富島暢夫君登壇〕

○富島暢夫君　私は是より大正三年度歲入歲出總決算及各特別會計歲入歲出決算、並に大正四年度の前同樣の決算に付きまして、委員會の經過並に結果に付て御報告を申したいと存じます、先づ便利の爲に結果から先に申上げたいと考へます、三年度の決算歲入に於きまして不當と決しましたるものが二十四件、歲出で不法と決しましたるものが五件、それから不當と決しましたるものが十八件、官有物に於きまして不當と決しましたるものが二件、それから今度は各特別會計歲出に於きまして、不法と決しましたるものが五件、それから不當と決しましたるものが二十一件、歲入に於きまして不當と決しましたるものが二件、之を合せまして七十七件でございます外に既往年度即ち大正二年度歲入歲出決算の中で、又不當と決しましたるものが七件ございます、さう致しまして會計檢査院の檢査報告の中で、政府の辯明を是認致しましたるものが五件ございます、即ち税務署に於ける徵收不足の件が一件でございます、それから宗關稅務署に於ける前同樣のものが又一件それから臺灣總督府土木局の支出に係りますものが二件ございます、それから岐阜停車場移轉工事でございまして、價格不同の土地を交換した件が一件、是で五件、是丈は委員會に於きまして政府の辯明を是認することに決しました、それから今度は大正四年度の決算、一般會計歲入に於きまして不當と決しましたるものが四十四件、歲出で同じく不當と決しましたるものが五件、官金に於きまして不當と決したるものが一件、官有物に於きまして同じく不當と決しましたるものが一件、それから特別會計の歲入に於きまして、不當と決したるものが二件、歲出に於きまして同じく不當と決したるものが十二件、合計致しまして六十五件、外に既往年度二年度三年度に屬しまするものでありまして、同じく不當と決しましたるものが十件ございます、大正四年度に於きまして、不法と決したものが無い、何れも不當と決したもの許りであります、さう致しまして大正四年度に於きましては、會計檢査院の檢査報告に付きまして、政府の辯明を是認致しましたるものが一件もございませぬ、以上兩年度に於きまする決議事項は、何れも是は會計檢査院の報告と、政府の辯明とを對照致しまして、決議したものに係つて居ります、此一件々々の詳細の事柄は斯う決しました、理由等は御手許に配付せられて居りまする所の、報告書を御覽下さいますれば明かなことになつて居りまするので、一々此所で諄々しく御報告申さぬでも宜からうかと考へて居ります、それから次に委員會が委員會の權能を以ちまして、決議した所の決議案があるものがございます、是は此所で一寸朗讀する必要があると考へます、御許を願ひます、斯うなんでありますーー斯うなんでございますよ(笑聲起る)「決議、大正三年度及四年度の決算を審査するに違法不當の處置頗る多く秕政の跡歷々見るべし就中兵器彈藥の賣却に關しては會計法規の條に據らずして收支を紛淆し且一商事組合に對して過大の手數料を交付し影島丸惠山丸汐首丸の保管に關しては過少の料金を徵して不當の契約を」不當の契約です「不當の契約を締結し製鐵所の製品拂下に關しては叨りに少數者をして利益を獨占せしめ米價調節は其の時機と方法とを誤りたるが爲め何等効果の見るべきなく水道及築港費補助は議會開會の近きに在るを無視して責

任支出をなし」いや違ひました「責任支出を敢てし（「假名の振つてある通り讀めば宜い」と呼ふ者あり）甚しきは之を選擧に利用せるものあり、仍て本院は特に之を不當と認む、右決議す」斯う云ふ案でありまする、是れ丈が決算委員會で決議して得た所の結果でございます、是れ丈が結果、さう致しまして決議の中で既往年度に屬しまする少し許りの或ものを除きまして、其の他のものは悉く前內閣即ち憲政會內閣時代の失政の中に數ふべきものたることを、甚だ遺憾に存じます、是より經過の大略を申述べたいと考へます、委員會は都合十四回開會致しました四回目からずつと引續き殆ど毎日午前午後に渉りまして、非常な勉强を以て各委員は審議に從事せられました、而して此度は分科會に移さずして、總て總會に於きまして、委員總掛りで愼重に審議討議決定を致されました、殊に政友會の高橋君の如きは、此決算は一體豫算の實行に付て監視をするものであつて、豫算以上に大切なものである、重要なものであるのに、政府若くは議會に於てどうも輕視――輕んずると云ふ風がある、是は實に嘆かはしいことである、どうか權威ある所の意義ある所のものにしたい斯う云ふやうな說を頻りに唱へられました、其結果であつたか否かと云ふことは一寸存ぜぬ譯でありますが、之を結果から見まするとさう云ふ風になるのだらうと思ひますが、委員の更迭が頻りに行はれました、固より初め選ばれました所の委員諸君は、相當の資格相當の智能を備へて居らるる譯でありますから、何も差支はない筈でありませうけれども、其處には專門家の智識も要すると云ふこともあるのでございます、さう云ふやうな事であつたのでありませう、先づ政友會に於きましては吉谷君、澤君、三土君、續いて吉植君、斯う云ふ風な專門智識を有せらるる所の名士が續々補缺當選になりまして、大に論戰の準備をせられたやうな風に見受けました。

（「痛烈に權威ある報告を願ひます反對黨をぐつと突け〳〵憲政會を……」「默れ」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○富島暢夫君　それから國民黨に於きましては、柏原君、大口君あたりが唯今申上げたやうな意義に於きまして、大に氣勢を示されたやうな風が見えました、是に於て憲政會亦人無かる可らず（笑聲起り「うまい〳〵」と呼ふ者あり）小林君、紫安君などを援助せらるるやうな形に於きまして、前の副參政官關和知君（笑聲起る）それから前の副參政官田中善立君、續いて小山君、小泉君あたりの、此有力なる諸君が補缺當選で委員會に加はられました、是に於きまして委員會の形勢は論陣が整うたやうな譯になりまして、大に意義ある氣勢が茲に漲つて來たのであります、特に此際私限り注意を要する事だと思ふのでありますが、此等の諸君に於きまして、即ち政友會國民黨あたりから出た所の質問は――政府に對する質問は、攻擊的詰問的であつたのであります、一體決算と云ふものは詰問すべきものだ、叱るものだと云ふやうな說を言はれたやうな人もあつた（「委員長鼻糞の事はなかつたか」「默れ」と呼ふ者あり）然るに憲政會の方の側の諸君の御質問は、防禦的（笑聲起る）辯護的のやうに見受けました、是が委員會での委員諸君の態度の一寸奇觀であるやうに私は感じました、而して此等の諸君に依りまして質問應答、或は時に依りましては質問の方は其方除けで、議事の進行に名を藉りて、御互に議論を鬪はされたやうな事があります、中々活氣立つて居りました、是も意義ある一つであると私は考へる（一笑聲起る」「意義の解釋が出來るか」と呼ふ者あり）而して斯樣な有樣の下に激しく愼重に（笑聲起る）應答せられたる事項でございまして其一つは製鐵所に於ける拂下問題（「それを確りやれ」と呼ふ者あり）簡單にやります（笑聲起る）即ち其拂下物品は鋼片、製鐵、鐵材若くは副產物たる木材の防腐劑とか申すさうであります――「タール」油、此等の拂下問題が非常に八釜敷い、而して此鋼片問題は既に本議場に於きましても、豫算委員會に於きましても、繰返し〳〵雙方質問應答が重ねられて居りますからして、此所で詳しく繰返すの必要はないと考へますが、詰り短く申しますると云ふと、鋼片は岡崎とか云ふ人の發起に係る東海鋼業會社に、其當時川崎造船所とか、三菱造船所とかの此拂下を希望する競爭者があるにも拘らず、競爭者は無いと云ふ理由の下に――一體此競爭者が有るか無いかは正式に言へば廣告でもせぬければ分らぬ、其廣告の手段にも出でずして、此者に毎年三萬噸を十箇年の間拂下げるの契約をした、それは甚だ不都合だ。

（「それは何年だ」「大正三年だ」「三年度が決算に何の關係がある」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○富島暢夫君　其議論が激しくなつたのでありますが――關係が有るか無いか知りませぬが、私は委員會の經過を御報告する丈であります、有るか無いかは貴下方が判斷爲さつたら宜しいのである（「ひやひや」拍手する者あり）それから鐵材は表面は隱れて居つたか知れませぬが――名を出されなんだか知れませぬが、事實行つた田中省三と云ふ者に一千噸の拂下を爲して居る、當時百噸位の此鐵材の拂下を躍起となつて、希望して運動した者があつたが、其等には許されぬで、此田中省三なる者の手で、田中ともう一人何とか云ふ人が居ります、さう云ふやうな人に拂下げて居る、而も此事に付きましては疑獄が起つて居るやうな次第でありますからして、どうも實に不都合と云ふ事は、大概具眼者は分ると云ふやうな御議論が激しかつたのであります、それから「タール」油の事でございますが、是は一年の產額が三萬石あるさうであります、是は木材防腐劑でございまするが、之を鐵道院のみにて枕木に對して用ひまするのが澤山要るのださうであります、其需要が鐵道院のみでも足らないのに、態々之を大阪の「しやみつ」と書いてありますが、是は何と讀みますか知りませぬ「セーミ」會社と讀むのですか（笑聲起る」舍密會社の名義を以ちまして或る「シンチケート」に、御話にならない所の價格を以て拂下げた、さうして此「シンチケート」の方では今度之を輸出して居る、日本では鐵道院すら是が必要である物を――足らない物を斯う云ふ內證の人間に以て行つて之を全部賣渡して、さうして輸出さして暴利を得させて居る、實に不都合千萬なと云ふやうな議論が非常に行はれました（「簡單」と呼ふ者あり）簡單に申します、此事は決議文の中に有る事項でございまして、是から貴方がたが御議論なさることでありますから、私は是丈け此事項丈は止めて置きます、次には又激しく愼重に質議討論せられましたる問題は松昌洋行に影島丸與山丸を郵船會社に、汐首丸を各保管依託と云ふ名義の下に貸付けた、是は保管の名義を用ひて居るけれども、其實は貸付である、然るに此貸付と云ふものは、官有物管理規則を見ますと大變面倒なものになつて居る、年限の制限抔がございまして大變面倒なものである、所が此面倒を避ける爲めに、即ち自由勝手にする爲めに保管と云ふ名義を以て、其實斯う云ふやうな貸付を爲して居る、而も十割位も廉い所の、賃料を取つて、國庫に大損害を與へた、是は檢査院の報告にもさう云ふ風になつて居ります、甚だ不都合であると云ふことになつて居りまして、さうして此保管契約に付て、規則に違反して居るとか居らぬとか云ふやうな、議論が、大變八釜しうございました、保管規則には貸付の事はあるけれども、保管云々と云ふやうな事は無い、斯う云ふ議論が大變喧しうございました、是も決議事項の中でありまして、又貴下方が御討論になるので能く分ると思ひます（「簡單」と呼ふ者あり）簡單にして置きます、次には兵器彈藥の賣却でございます、即ち兵器彈藥を賣却するに方りまして、會計法規の正條を無視して、どう云ふ事をやつたかと言へば、物々交換とか、又は保管轉換と稱へて、勝手に特別會計に此ものを移して、さうして本會計と終始混淆して此物を賣つて居る、甚だ是はいけない、政府の方でも此事に付ては貴族院邊りの注意も受けたやうでありまして不穩當ではあるやうな答辯でありました、併ながら此際は與國に對する義理上、已むを得ず行ふて往つたと云ふ風な答辯が有つたやうであります、之に付て泰平組合と云ふ組合があるさうです、三井とか、高田とか、野澤とか、斯う云ふ者に非常に高い手數料をやつて居る、一千萬圓に付五百萬圓です、五百萬圓の手數料をやつて居る、最初は五分、それを段々三分とか二分に減じたけれども、併ながら賣渡の數量を增して居るから矢張手數料は多くなつて、此の手數料は一切不都合であると云ふやうな議論が盛に行はれたのであります、是れも決議事項にございますから此の位で措きます、其の次には米價調節に關する責任支出問題でございます、是は一體調節を圖り、どの位米價を引上げると云ふ標準が無ければならない、然るに政府の辯明を聽いて見ると、下りさへせねば宜いから凡そ四百萬圓位やつたら宜からうと云ふ、ぼんやりしたことをやつて居るだから一寸上つたかと思ふと復た下つて居る、斯う云ふ遣方は何の効能も無い、相場師が相場を引上げるやうなやり方をやつて甚だ不都合である、一體是れはさう云ふ遣方をするものでない、現在の値段を上げなければならぬ、それは相場師がやるやうに米の集散地でやるよりは、田舍の地方

の農民の居る所でやらなければならない、又之を買入れるに付ては、海外輸出と云ふやうな計畫も立てなければならぬのである（「そんなことが分るか」と呼ぶ者あり）それから之を買ふのに付てもこつそりやらないで、公入札の方法に依るべきものであるのに、さう行はれて居らぬのは不都合である、それから之をやる時には農民は米を持つて居らなかつた、米を賣拂つて仕舞つた後斯う云ふことをやつたつて甚だいかぬではないか、當時の政府は憲政會の內閣が此時必要が無かつたと、斯う云ふことを言ひながら議會解散後に突如として其功績はどうでも宜い、効能はどうでも宜いが、選擧區の人氣取りに一時ぱつと人氣を揚げやうと云ふやうなことをやつたのではないか、斯う云ふやうな質問應答議論がございました、先づ是も決議事項に載つて居りますから此位で措きませう、次には水道及築港補助費問題であります、是も其當時の政府の責任支出に係るものでございます即ち東京市外九つの市に十萬圓四日市外三の港に二十三萬五千圓、責任支出をして居る、其責任支出を爲したる日付は大正四年の三月の二十日である、然るに此時の總選擧と云ふものは、三月の二十五日――僅か五日位しか無い時である、是は議會開會を待てぬ筈はない、而も其補助を受けた所の工事と云ふものは、繰越して居る急迫の場合でないと云ふことが、事實結果から言ふて現はれて居る、斯う云ふやうな質問でありました、之に對して政府は政府も大に其不當なる事を考へて居ると云ふやうな答辯でありました、貴族院邊りでも不當であると云ふやうなことが有るからと云ふやうな議論が有つたのであります、是も決議事項の中に入つて居りますから、此位にして措きませう、以上は何れも決議案として今申上げます通りに決議せられた所の理由であると私は考へて居ります、大略斯樣な理由で此決議案が出たものと思料して居ります、是で決議事項は御報告を終つたのでありますが、尙其他に就きまして御報告をすべき事情に屬するものがあると考へますからして、之を御退屈でも少し申上げる、御清聽を願ひます、其一は、政府の決算に對する態度觀念は決して之を冷淡に輕視すると云ふやうなことはない、之を豫算と同樣に誠意を以て尊重すべきものであると云ふことは能く心得て居つて、其通り實行すると云ふことを政府、殊に寺內首相は誓はれたのであります、それから又決算の全體の責任に就きまして、前の內閣の爲されたる事柄に就ては現內閣が贊成する事項であればそれ丈は責任を持つ、併ながら贊成の出來ぬ事項に就ては責任を負ふべきものでないと考へる、但し前の內閣のやつた事が惡ければ其善後策等に就きましては責任を辭する譯のものではあるまい、即ち會計檢査院の報告に對して辯明する事項に就ては、其辯明それ自身に就ても責任を負ふべきものであると云ふ言明を得ました、それから又是は積年の問題になつて居るのか知れませぬが、決算の提出期繰上の事であります、是は今四年越しのものをやつて居る、四年も後の事をやると云ふことになれば、大概もう疾うに――內閣は能く代りますから、居らぬ內閣を責める形になるから、居る內閣を責めると云ふ趣旨でございます、そこで一年位繰上げることは出來ぬかと云ふことに就きましてはどうも政府の答辯に依りますると、現行の會計法規其他の關係に於て、其事を取調べる所の當局に對して費用を增されても、どうも此事は今の所では行ひ難い、斯う云ふ答辯を得ました、それから次に一寸申上げて置く事項がある、と申しますのは、採木公司の問題であります、是は大倉等から時の政府が百五十萬圓を取つて、之を對支外交に利用した、即ち宗社黨とか、或は南の方の人を援けて袁世凱を倒したとか云ふやうな政略に用ひて居る、斯う云ふやうな質問議論がございました、其次には二個師團問題……（「政府の答辯はどうした」と呼ぶ者あり）政府の答辯は必要なら申しませう――まあ後で申上げませう、それから二個師團問題で議員を買收して居る其金は機密費から出たと云ふことを刑事被告人が白狀して居る、であるから此機密費が誤用せられたと云ふことは明かである、機密費の性質として之を知ることは出來ぬやうでありますけれども、何處の所管の機密費を使つたか位の事は分りさうなものであると云ふ風な質問がありまして、それは分る丈調べて出さうと答辯を得たやうに考へて居ります、それから所得稅の取立に就きまして、兎角に富豪に寬大の處置を執つて、中產以下の者に苛酷の取立をして居る、偶々であつたか知れませぬけれども、三菱合資會社に、而も二箇年引續いて二三萬圓の脫稅の事がありました、是は一寸奇異に感じて質問應答をせられたやうな有樣にございます、それから蠶絲救濟問題に就きまして、是亦責任支出をして居る、是は主として橫濱の生絲商を庇護する目的、是等もどうも怪しいと云ふ風の質問應答がありました、政府は其の然らざる所以を答辯せられたやうに記憶して居ります、えーと……（笑聲起る）次は參政官の成績如何（「もつと眞面目にやれ」「眞面目にやつたらどうです」「議長注意を爲さつたら宜いでせう」「何を言つて居る」と呼ぶ者あり）眞面目です、眞面目で言つて居るのです。

○議長（大岡育造君）　私語はいけませぬ。

（「叱られたらう」と呼ぶ者あり）

○富島暢夫君　此事に就きましては事務官と政務官どれもどうも違ふやうな所はないやうに思ふと云ふ政府の答辯でありました、其參政官が名を事務視察に藉りて、選擧の應援に狂奔せられた、是は官紀紊亂とか、或は國費を取つて居れば國費濫費であるとか云ふやうな質問議論がありました、さうして參政官に對する答辯は、どうせ置かれたのであるから、何等かの効力は有つたらう、斯う云ふやうな答辯があつたやうであります、所で紫安君であつたと思ひますが、參政官は代議士を兼ねて居るから、性質上選擧應援に出掛ると云ふことは當然の職務である、國費に依らずして黨から金を取つて出張するに、何等不思議のことはないぢやないかと云ふやうに、之に對しては極力辯護なり、質問なり討議なりをせられましたやうでございます、所が一方では代議士たりとも官吏である以上は、官吏服務規則に從ふべきものである、當然の職務なら黨などから金を貰はぬで宜いぢやないか、當然官費を受けて然るべきものである、實に官紀を紊る點に於て矛盾して居るぢやないかと云ふ樣な議論がありまして、之に對して司法大臣は官紀に背いて、さう云ふやうな所から金を貰ふと云ふやうなことは、或は場合に依つたら事實問題に依りまして懲戒に値するやうなことがないとも限らぬと云ふやうな、ぼんやりした答辯がございました、確かりした答辯でもないやうに思ふから、御安心なさつて宜からう（「御安心なさいとは何だ」「そんな事は速記錄にない」「議長御安心なさいとは何です」「默れ發言中だ」と呼ぶ者あり議場騷然）

○議長（大岡育造君）　靜肅になさい。

○富島暢夫君　夫で主務大臣は斯樣なことは規律上愼むべきことである、餘程愼まなければならぬことと思料すると云ふやうなことでありました、それから今日は居られたやうでありますが、尾崎さんが大臣として名を事務の視察出張に藉りて、大阪とか廣島、伊豫、長崎、其他千葉縣の方に重ねて二度行かれた、是等はどう云ふやうな用事があつたのか、格別どうも二度も行かにやならぬやうな用事は認められないけれども、併し就任して初めての事であるから視察せられたのであらうと云ふやうな、政府の答辯でありました、併ながら之が丁度折惡い事には偶々選擧の際でさうして選擧に付ては、方々て演說をして居られるさうであります、さう云ふやうな事で名を藉りて選擧應援をやつたのであらう是等は官紀紊亂とか或は國費濫費とか云ふものになるのではないか、と云ふやうな考を以て、此質問應答が出來たやうに本員は聽取りました、次に傳染病研究所のことであります、是は內務省から文部省へ移管したと云ふ問題になつて居りまして、之に付ては內務當局は此事は內務省としては、行政實行上どうも「ベスト」があるとか何とか云ふ場合に、敏活の行動を妨げる結果を生じて居るやうに思ふ、斯う云ふやうな辯じ方をせられました、文部當局の方では學術上には便宜を得て居る、併し實際の方面に於ては是から努めるのである、斯う云ふ風に答辯になつて居ります、それからもう一つ終りに論功行賞の問題が起りました、世界の殊に日獨戰爭がまだ終つて居らぬ時否戰爭をまあ始めたと云ふ位な度合であるのに、時の政府は一般的に論功行賞を行はれて居る、是は一體今の政府はどう御考になるか、善いと思はれるか惡るいと思はれるか、斯う云ふやうな質問がありました、尙又賞罰と云ふものは功罪を明かにしなければならぬ、然るに貰ふた者が何の爲に――此位は事をして何の爲に貰つたのであるかと云ふ理由を、知らぬやうな者に行賞をしたつて、根から有難がるものではない、さう云ふやうなやり方と云ふものは、實に國費濫費と言はんければならぬ、斯う云ふやうな質問がございまして、政府の答辯には斯樣なる論功行賞と云ふやうなものは」是はどうも大に愼重に――愼重に考へぬければならぬものと思ひます、それから又此問題に付きましては、現政府は責任を負ふ所の部に入つて居らぬ、斯う云ふ風な答辯を得ましてございます、之が私が報告を申上げんとする所の大要でございます、是で御免を蒙ります、それか

ら唯今小泉さんが御問になつた政府の答辯、是は小泉さんも委員で中々勉強せられてからに、質問應答せられて、能く此事は知つて居られる筈でありますから御答致しませう（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　關和知君。

〔關和知君登壇〕

〔拍手起る〕

○關知知君　諸君、唯今は決算委員長の御報告がありました、此委員長の報告を拜聽致しましたが、如何にも其委曲を盡して居ること詳細丁寧、誠に議會開けて此四十回、苟も決算委員長として、斯の如き名委員長を我議會に有し、斯の如き立派なる報告を拜聽することを得ましたことを、私は此議會に列つて居る一人と致して特に光榮に感じます（「ひや／＼」と呼ふ者あり、笑聲起る）本員は唯今の委員長の報告に對して、遺憾ながら反對を表するものであります、殊に其決議案なるものに對して、反對を表明致したいと思ひます、私の決議案に反對する理由と致しては、二つの方面から反對の理由を述べたい、其一つは此決議案の成立であります、決算委員會に於て斯る決議案の出で來りたる所の其由來、若くは動機と云つて宜しいか、其成立の歴史に付て第一に反對を致します、第二には此決議案に掲げ指摘せられてあります所の、事實其ものに付て反對をするのであります、凡そ決算の審査なるものが、豫算に伴ふ重大なる事柄であることは言ふまでもなきことで國家會計の事後の監督を致すと云ふことは、議會の權能として誠に是は重大なる職責であります、故に此職責の上から決算を審査すると云ふ場合に當つては、御同様全く公平に、又極めて冷靜に、其條理を盡して決定を與ふると云ふことが當然の事と信じます、苟且にも決算を審査すると云ふ場合に當つて、一點黨派的の感情若くは私心を挾んで審査をすると云ふが如きことは、御同様互に之を愼むべきことであると私は信じて居ります（拍手起る）此本議會に於ての決算委員會の經過を顧みますると云ふと、御承知の如くに本期の決算委員會には、大正三年度と四年度と、此兩年度に亘つての決算が審査されたのであります、何故に兩年度の決算が一時に審査の議に付せられたかと云ふと、是は私の寡聞なる、殆ど議會開設以來始めて見る所の新例ではないかと考へまするか、其大正三年度の決算が茲に及んだと云ふことは、前議會三十九議會の當時に於て、決算委員會は正常に組織せられ、又愼重に三年度の決算を審議せられたのであります、總會を開くことが五回、聯合審査會を開くこと四回、前後を通じて九回の決算委員會が開かれて、而も其結果と致しては、僅か七月十一日かと記憶致しますが、委員長は正式に委員會の議を了つて、此本議場に報告する迄に至つたのであります、然るに其場合に於て突如として政友會の議員の一人、殊に其決算を加はつて居つた所の一人より、延期の動機が現はれて、此議會は臨時議會である、短期にして十分に議了するの暇が無かつたからして、次の議會に再審査に付すると云ふ意味を以て延期せられたのであります、私共は何故に斯様なる議論の起つて來たかと云ふことに付て、當時竊に疑を持つて居つたのである、然るに議會は多數の決議に依つて決せらるゝことの結果と致して、遂に本期議會に此三年度の決算が重ねて議に上つたのであります、而して此議會に於て決算委員會が開かれた、其開かれるに當ての有様、及開かれてから以來の委員會の有様と云ふものは、唯今名委員長宮島君の報告に一般を盡して居る様でありまするが、其決算委員會の始めに當りまして、政友會の委員の方より此度の決算は恰度前大隈内閣の局に當つて居つた時の決算である、故に之を審査する事は極めて興味多き事柄であると云ふて、審査の始めに斯様な言葉を聞きました、又國民黨の委員の一人よりは、此決算は前内閣の決算であつて前期議會には不審の廉が多いと云ふので延期せられた程の問題であるからして非常に重大なる事が含蓄せられて居ると云ふ様な言葉も聞かれたのであります（「其通り」と呼ぶ者あり）爾來斯様なる諸君の御熱心なる御用意から致して、數回に亘つての委員會の有様は如何であつたか、富島委員長が詰問があつて、質問ではない詰問である、或は論戰である、陣容が整ふたと云ふて、殆ど戰爭の物語でもあるかの如く御話がありましたが、如何にも公平なる第三者が、冷靜に、本期決算委員會の經過を見まするとと云ふと其内容は審査するが爲に審査せらるゝのであるか、或は他に何等か爲にする所あつて、黨派の感情の爲め、若くは一部の私心の爲にするものではないかと云ふ様な（「のうのう」「ひや／＼」と呼ぶ者あり）感じを第三者に與へたと云ふことは事實であります（「ひや／＼」と呼ぶ者あり）殊に其甚しきに至りましては、私の尊敬する所の政友會の有力なる三土君の如き立派な政治家殊に從來教育者として社會に尊敬を殊に博されて居つた所の紳士が、其委員會に於て述べられた言葉の中には、寔に極端なる、識者をして耳を掩ふて走らしめるが如き言葉のあつたと云ふことは、速記錄に明かに殘されて居る事柄であつて、私は深く三土君の人格の爲に此點は惜むのであります、斯様なる經過斯様なる内容の下に審査を續けられた、其結果が唯今議題に付せられ、委員長の報告になつた所の決議案と云ふものであります、此成立が、又其歴史が既に斯の如くして出て來る所の決議案なるが故に、私は此決議案の性質は全く憲法上諸君の大切なる權能を發揮するが爲の決議案にあらずして、或は他に（「のう／＼」「其通り」と呼ぶ者あり）一種の私心若くは感情を挾んだる決議案ではないかと云ふことを疑ふのであります（拍手起る）此點に付て私は第一に反對致します、第二には事實の點に於ての反對の理由であります、本員は縱し決算委員會多數の諸君の此の決議が如何なる由來、如何なる動機から出で來りたりとしても、若し其擧げた所の事柄、事實が全く確實なる根據を持つて居り、的確なる道理の上に立つて居る所の決議案であるならば、私共倶同様公平の位地に立つて、決して其の動機由來を咎むる者ではありませぬ（拍手起る）併しながら其の擧げたるところの事實と云ふ事柄に付いては如何でありまするか、唯今委員長が御朗讀になりましたが、其の第一に擧げた事柄は、兵器彈藥の賣却に關して會計法規を無視し收支を紛淆し一商事組合に過大の手數料を與へたと云ふことが其の一項であります（「其通り」「確かな證據だ」と呼ぶ者あり）其の兵器彈藥の賣却の問題は今日に始りたる問題にあらずして、此の事は疾くに前々議會に於いて論究せられた問題であつて、詳しく此所に其の事實を繰返す必要はないと思ひますが（「大にあり」と呼ぶ者あり）大體此問題の起つて來た所以は、恰度大正三年の九月の頃から歐羅巴戰爭の影響と致して、與國より帝國に向つての軍器の過大なる注文があつた、此注文に對しては與國の情誼と致して一挺にても多くの銃砲、若くは一包の彈藥にても、多くを與國に供給したいと云ふのが、帝國の與國に對する義務である能ふべくんば成べく多くを供給したい、併ながら如何に與國に對する友誼上の供給と雖も、帝國自身の國防若くば自身の戰備に對して、一點一角と雖も之を缺くと云ふことは許さない、故に當局者は與國に向つて多くの銃砲彈藥を供給したい、併し自國戰備は一寸の隙だも與へることを許さないと云ふ、此間に立て當局者機宜の處置と致して、特別作業會計の範圍内に於て、陸軍省の舊式なる銃砲を砲兵工廠に引渡し、砲兵工廠がそれを材料として一面には與國の注文に應じて銃砲を供給する、一面に於ては陸軍省の舊式兵器に代ゆるに、新式の兵器を以て之を補塡すると云ふ所謂保管轉換の働き、是は唯々此場合陸軍省に於て特別に案を出した所の方法でも何でもないのである、此事柄を實行を致したと云ふ、此事は寧ろ與國に對するの情誼を全うし、國内に於ける戰備の補塡を計つたことゝ致して、政府當局の仕事と致しては、寧ろ吾々國民の大に同情をし、大に感謝すべき所の事であつたのである（拍手起る）而して其商事組合と稱する兵器の賣却の局に當つた泰平組合なるものに對して、諸君は過大の手數料を與へたから惡るいと云ふ、抑々商事組合たる泰平組合の成立ち、其歴史は諸君も御承知の如くに、現に内閣の今首班に在る所の寺内伯が、當時陸軍大臣の時に兵器賣却の事柄に付て、作り出した所の是は組合であります、而して其當時の手數料は幾らであるかと云へば、五分の手數料を拂つて、之に兵器賣却を委せて居つた、今申上げた如き世界の戰爭、與國との關係から致しまして、注文が多くなりまして賣却の又高も多く嵩んで來た、高が多く嵩んで來るに依つて、其局に當つて居る組合の手數料の高が多くなる是は自然の數であります、殊に大隈内閣に於て當初結ばれた所の五分の手數料を、之を金高が多くなり利益が多くなるに從つて、一面國家の爲に計つて其五分の手數料を三分に致し、更に之を引上げて二分に致したのであります、政府の當局者の説明する所に依りますと一億八千萬の兵器彈藥を供給を致してさうして三年度には泰平組合の手數料は百十二萬圓四年度に於て百八十四萬圓、與國に向つて軍器を賣つたと云ふことが、若し惡るいことであるならば之手數料を與へたと云ふことが同じく惡るいことでありませう、與國に向つては軍器を供給し、内に於て戰備に缺く所なき方法を講じて、而して事に當つた所の組合に向つての手數料を、五分のものを二分迄

引下げて。

［此時議長大岡育造君退席副議長濱田國松君著席］

○關和知君　詰り組合の利益を斯く迄に減少致して雙方に向つての帝國の義務と職務とを全うしたと云ふことは、當局者が寧ろ是は議員諸君に依つて褒められなければならない事柄であると言はれたのも無理はない（拍手起る）諸君は會計法規を無視した、或は收支を紛淆致したと云ふことを決議されて居りますけれども會計法規を紛淆した若くは無視したと云ふ事柄は、此衆議院に於いても、貴族院に於ても會計法規を蹂躪したる違法の處置であると云ふ議論は決して無いのであります（拍手起る）唯々此の保管轉換の今申上げた所の取扱の方法が、今少しく何か方法は無からうか、分り易い方法が無からうと云ふことで、當時貴族院の委員會に於て、時の當局者と折衝を致したと云ふことは事實であります、併ながら其當時貴族院の委員會の有樣は、諸君も御承知の如くに、此場合に於て一面に軍器を供給し、自國の國防を全うすることゝしては、如何にしても斯樣なる法規の範圍内に於て、機宜の處置を執ると云ふことは、萬々是は已むを得ざる事柄である、此方法以外に當局者として何等處置する所の方法は無いと云ふことを、當時の當局者たる岡陸軍大臣が殆ど重き病苦の間に死に垂んとする身を以て、貴族院の議場に於て凜乎として其主張を守り斷乎として貴族院の杓子定木の議論に向つて反對を表せられて、此問題の解決をしたと云ふことは、如何にも今日吾々思ひ出しても、當時の岡陸相が如何に武人としての面目を發揮し、如何に國務大臣としての主張定見を全ふしたかと云ふことを顧みて、欣慕に堪へないのであります（拍手起る）今日諸君の擁護せられる所の現寺内内閣の閣僚諸公の爲さるる所は如何である、自己の提出したる財政計畫の根本を破壞せられても憲法附屬の法律を、提出しながら輕々しく提出し、輕々しく撤回して、殆ど國務を玩弄して尚ほ恬然として愧づる所を知らざる今日の閣僚は、當時の岡陸相の意氣と其識見に對しては、洵に慚死して餘りあるべきことゝ私は思ふのであります（「決算に何の關係か有る」「此内閣は盜人はせぬ正直だ惡人でない」「默れ」と呼ふ者あり）

○副議長（濱田國松君）　靜肅に。

○關和知君　第二は松昌洋行に對する製鐵所の所有船舶の影島丸、惠山丸、汐首丸の保管契約を爲すに過少の料金を徴して不當の契約を取結んだと云ふことが、決議に於て記載せられて、前内閣の大なる是は失政の迹の如くに叫ばれて居ります（「無論だ」と呼ふ者あり）此松昌洋行に對する船舶の保管契約と云ふことは、何れの時に出來た所の契約でありますか、何者が其局に當つて居つた時、誰の内閣の時に最初の契約が出來たものでありますか（「桂内閣」と呼ふ者あり）最初の惠山丸の契約を結ばれた、其時は明治四十五年の七月二十日であります、明治四十五年の七月二十日は恰も西園寺内閣の時代であつたのであります、唯今桂内閣と言はれましたが、それは多分影島丸の契約のことに付てでありませう而も其の影島丸の契約なるものは、大正元年の十二月二十日で、詰り明治四十五年と數へて行けば、其の十二月二十日、西園寺内閣は其の確か十五日前に總辭職を爲されたのであつて、其の前に取結ばれた惠山丸の契約から引續いて、影島丸の契約に及びまするると云ふと、此の間に於いて五日や十日の相違に依つて、惠山丸の契約に對しても、亦西園寺内閣が全然責任なしと云ふことは言はれないので、其最初の契約なるものは如何なることを取結んであるかと言ひますれば、惠山丸の契約、西園寺内閣の時に最初の松昌洋行と結ばれた所の保管契約の第九條には「契約期間滿了に際し製鐵所に於いて本船の使用を必要とせさるときは該期間滿了の日より向ふ七箇年の間に在りては製鐵所は本契約と同一期間及條件に依り本船の保管を松昌洋行に委託することを得前項に依り本船の保管を委託せられたるときは松昌洋行は之を拒むことを得す」是れは惠山丸の契約であります、而して影島丸に就いての契約は、第十條に同一の規定、僅に文字の相違はありますけれども、全く是れと同一の條件同一の期間を規定して、製鐵所が責任を負ふて居る所の條約であります、此條約が出來て居つて、之を三年毎に更新する――諸君は其更新の時期、詰り大正五年の一月以降の契約を爲すべき場合に、大隈内閣が而も其時は戰爭の影響と致して、海運界非常の盛況である、傭船料は非常に暴騰した時である、此場合に於て契約を何故に改正して、もつと高い傭船料、他の般船と比較して適當なる所の傭船料を取らなかつたか、之を恰も大隈内閣の過失の如く、若くは失政の如くに御非難されて居りまするが（「其通り」「ひや〳〵」と呼ふ者あり）更新の場合に於て、其契約を拘束する所の事柄は惠山丸に於ても影島丸に於ても明治四十五年の七月若くは大正元年の十二月に、於きまして、更新の場合若し製鐵所が其船舶を必要とせざるときには、再び同じ條件と、同じ期間を以て松昌洋行に保管管理を委託すべきものであると云ふ約束になつて居る、此約束に對して大正五年以降に向つて之を任意に變更し得ることが出來ると云ふことは、私は斷じて是は出來ないことで、若し此出來ない事柄は――何故に出來ないかと言へば、曩に結んだ所の契約が基礎を爲して居るからである、此點に就ては當局者の會計檢査院の報告に對する辯明の中にも明かに記述せられてありまして、諸君が特に是は御承知になつて居らんければならぬ事柄であります、斯樣にして此契約が出來て居るが、而も其當時の大隈内閣は、此海運界の盛況に對して、松昌洋行の利益過大なるが故に、契約に依ては之を改正することも出來ず、保管料を上げることは出來ないが、其事情其時の形勢に對して、雙方了解の上に惠山丸も影島丸も、郵船會社に委託して居る所の汐首丸に對しても、亦適當なる所の料金を上げて居るので、殆ど或るものに對しては其倍額に上げて居るのであります、而も此倍額に上げたと云ふことは、契約の上から出來た事柄ではなくして、全く時の當局者と松昌洋行の諒解の上に出來た、是は德義上の改正で有ます、此問題に對して色々諸君の非難が有まするけれども、爰に今の當局者農商務大臣仲小路君、此人が當局者として此問題に就て如何なる事を委員會に於て說明せられて居りまするか、諸君の洵に激しき所の強き質問に對して、繰返し質問のあつた場合に、農相は幾度か斯樣なる事を說明せられ答辯せられて居ります「唯々此問題は大正五年に更新的に結んだ約束其ものが政府國庫に損失を掛くべき……（「停電」と呼ふ者あり）ことをしたかどうか（「分りませぬ」と呼ふ者あり）宜しい、更に讀みます「政府國庫に損失を掛くべきことをしたかどうかと云ふのが今日の問題であります、それでございますから此約束を更新する時分に其關係を前後の事情より考へて見て、是は普通「チャーター」とは見られない、保管の關係も持つて居るし、殊に開平炭運搬の事に就て、政府も亦それに依て得べき利益は得て居る譯でありますから、それ此條件が多少寶に失すると云ふ事があつても、それは別に國庫に損失を歸すべき行爲ではなかつたと、斯う見るが至當と考へて居ります」是は農商務大臣の委員會に於て屢々答辯せられた言葉でありまする、動ともすれば事の乘ずべきあれば罪を前内閣に歸すると云ふことに於ては、殆ど躊躇することなき所の現農商務大臣仲小路君にして、而して尚ほ此問題に就て諸君の多數が種々非難せらるゝにも拘らず、斯樣なる說明を斷乎として致されて居ると云ふことは此一點に對して仲小路君遙かに見上げた所の男振りであると私は思ふ（拍手する者あり）次は製鐵所の製材拂下に就て、少數者に利益を獨占せしめたと、前内閣の時代、大正三年度、四年度に亘つて製鐵所の製品の如何なるものを如何なる少數者に利益を獨占せしめたかと云ふが如きことは、私は之を此決議案を案出せられたる所の諸君に伺ひたい、先程富島君の「タール」とかなどとか云ふ一種調子の附いた私共には耳慣れない製品を、何か不正の利益を獨占せしめて賣つたかの如く御報告がありましたが、聞く所に據りますれば、製鐵所の製品は「タール」の如き「ベンゾール」の如き副產物は、是は大正六年度の一月頃から之を拂下を致し、賣渡を致して居るやに聞いて居ります、其以前に遡つて三年度四年度の間には、勿論製鐵所でありますから、種々の製品もあつたであらう、買ふ者――所謂製出して、然るべき商人若くば造船所等に賣却したこともありませう、併ながらそれ等は實に微々たる事柄でありまして、斯樣なることを取出して之を前内閣の秕政歷々見るべしなどと數ふるに至つては、從來の決算に現はれた所の會計檢査院の報告を全く御存じなき所の是は御言葉であると思ふ、何事を致し、如何なる物を拂下げて、それが不正の利益を獨占せしめたか、而して其獨占した責任が前内閣に在ると云ふことに就て、若し的確なる事實、然るべき所の道理があるならば、私共は愼んで之を承るのであります、其次には米價調節の問題である、此問題も既に屢々此議會に於ては繰返された事柄であつて、事實に於ては此問題は既に決定して居りまする、米價調節の時期を誤つたとか、方法を誤つたとか、若くはそれが有効であつたとか、無効であつたと云ふことを、今日決算の場合に論議すると云ふことは、全く是は時と

場合とを無視せる所の一場の空論でありまして、決算委員會が米價調節問題を、不法なり違法なりと決議案の中に數へ擧げられると云ふことは、私は首肯することは出來ませぬ、此米價調節を諸君が無効であつたと云ふ、併ながら當局初めと致して社會萬衆は、其有効であつたと云ふことを認めて居ることは確かに私はあると思ふ（拍手起る）唯々此事柄は殊に此内閣の下に開かれたる前議會三十九議會に於て諸君が委員會を支配する勢力を有つて居りまする、其委員會に於て明かに米價調節の問題に付ては、事後承諾を與へたものであります、故に今日之を諸君が何か大隈内閣の爲に、排擠の目的若くは其他喜んで非難の材料に供ずる爲に拾ひ出して來たと云ふ、其骨折は感心でございますけれども、問題其ものに於ては茲に掲ぐべきの價値はないのであります、第五には水道及び築港補助費に付て責任支出を致し、選擧に利用致したと云ふことの一項でありまする大隈内閣が四日市外三港の築港、東京市外九市の水道補助費を支出するに至つたと云ふ事柄は、御承知の如くに、時は恰も前山本内閣の瓦解の際、本豫算は不幸にして不成立に終りましたけれとも、之に對する國庫の負擔となるべき契約を爲すの案は、兩院を通過して成立致し是が公布せられて居つた、其事業が必要にして又急須を要することは論を俟たざる所であつて、地方の團體自治體の申請に基いて、其時に應じて時の政府が支出致した、然も其支出したと云ふ場合には、本豫算に既に二年も前に重なつて不成立になつて居ります、其他に財源の缺乏した場合政府が責任を執て剩餘金を支出したと云ふことは、此問題に付ても委員會は憲法論を屢々引いたのであります、剩餘金の支出に關する憲法論は、今新に議論するの要はないのである、既に第九議會以來、諸君の大多數は此問題に付て既に定見の存する所であります、其臨時支出を致したいと云ふこと、是が何の失政である、是が何の不當であります、偶々選擧の間際であつて、何か選擧に利用した（「其通り」と呼ふ者あり）諸君が此問題を以て之を失政と非難するならば、諸君は遡つて其政府の支出した、地方團體が使用した其會計の上に於て、具體的に事實の上に、是が違法である、是が不當であると云ふことを審査討究致して、其過を責むると云ふことが決算委員當然の職責である、事後承諾支出に對して、相當と認め、事後承諾を與へて居る問題、而してそれが決算に現はれたと云ふ所のものに付て、事實に付て審査せずして、此臨時支出したのが宜しくない、是を選擧に利用したと云ふことは人を誣ゆるに急にして、自から其責を顧みないものであります、之を要しまするに、諸君が昨年の七月以來、大正三年度四年度に亘つて恰も大隈内閣時代、其時代に大なる惡事があつたらう、失政があつたであらうと、年を亘つて諸君が懸案と致して研究し努力せられた所の其結果は、今日偶々見れば此決議案、其決議案の事を初めから仕舞に至る迄仔細に之を研究致して見ますれば、最初申上げた如くに、多くは諸君の關係ある所の西園寺内閣時代の問題もある、又寺内内閣の責任ある問題もあります、降つては現に今日の内閣が重大の責任を有つて居る、其問題もあるのである

〔此時副議長濱田國松君退席議長大岡育造君著席〕

○關和知君　而して更に奇怪に堪へざるは或は製鐵所問題とか、或は又松昌洋行に對する船舶依託管理の事柄の如き、若しこれを責むべきものありとすれば既往の當局者の失政を責むると同時に、失政ありとするならば、併せて其の問題は延て現在の當局に及ぼさなければならぬ、否此の當局者に對する失政を非難するこそ事を未然に改める上に、議會の權能限を發揮する上に、更に有効であると云ふことを私は信じます、然るに此の事を爲さずして寺内内閣に對しては、現在其の責任が及んで居る其の當局に對して、之れを責むるに餘りに怯々として、三年の前の前内閣の問題に付いて之れを責むるに、頗る諸君の勇氣ある事に對して、私は甚だ諸君の態度諸君の勇氣に對して疑を挾まざるを得ぬのである（拍手起る）決議案、前内閣の秕政歷々として見るべし斯樣なる決議案を提げて之を議會壇上に叫び、之を委員會に於いて連日繰返し、其の他樣々なる問題を繰返して論議し、之を天下の公衆に曝し、之を遍く天下の新聞に傳へて、如何にも前内閣が斯の如く惡かつたと云ふことを、架空の事實の上に付て自から斯樣なる決議を爲すと云ふことは、果して如何にあるか、昔は支那の古風なる政治上の爭に於ては、妖言を流布し人心を惑はすと云ふことがあつたのである、近く歐羅巴の戰爭に於ては、敵國獨逸が毒瓦斯を放散して其敵國を苦しむると云ふ所の新なる戰術を發明した、諸君が今日の決議案の如きは、繰返し〳〵して居るが、事實の薄弱なる極めて取るに足らぬ問題を、重ね〳〵問題と致しこ、天下の耳目を欺かむとするは、恰も古風なる支那政治家が妖言を流布して天下の人心を惑はす、若くは獨逸が毒瓦斯を放散して天下の人心を惑亂すると同し事である、此決議案は之を稱して支那風の妖言的決議である、之を言ひ換へれば毒瓦斯的の決議案であつて、神聖なる議會に於て論議すべきものでないと私は考へます、諸君は口を開けば常に時局なることを言ふのである、如何にも今日の時局に對し、御同樣責任を考へて見たならば、斯樣なる決議案、斯樣なる決議案を論議致し、時を費すことは如何に無益なるかを私は悲むのであります、諸君の決議案は縱し事實が私が述べた如く、以上の事實は取るに足らずと雖も、諸君の多數の頭數は或は此決議案を通過するでありませう、此決議案は縱し通過せらるゝと雖も此決議案が議院に於て成立したりと雖も、それは毒瓦斯的の決議案謠言的の政略を致すを以て之を仕遂げたと云ふに過ぎずして議院以外の公正なる所の第三者、識見ある所の識者は此時局に對して、如何に我帝國議會が些末な問題を以て、黨派的感情に沒頭して居るかと云ふ事を深く悲むであらうと思ふのであります、願くは私は此決議案提出者、即ち政友會の諸君、或は國民黨の諸君、其他の兩派の諸君に於かれましても、苟も公正愼重に考へて、此決議案は既に道理なしと悟つたならば、諸君の尊重する所の現寺内内閣が、常に議案の撤回を以て恥とせざる所の其勇氣に省みて、此決議案を撤回せられて然るべき事であると私は信じます、是が私の反對の理由であります（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　三土忠造君。

〔三土忠造君登壇〕

〔拍手起る〕

○三土忠造君　諸君、本員は大正三年度及四年度の決算に付きまして、委員長報告の全部に贊成を致す者であります、殊に最後に附加へられました決議案に付て、主として贊成の意味を申上げて見たいと思ふのであります、唯今委員長は此決算に對する御報告の場合に於て、如何にも面白可笑しく御報告になりましたが、私は此決算を面白いとも可笑しいとも思はないのであります、此決算を審査するに付きまして、私は國家の爲に憂慮に堪へぬ事を發見するのであります、唯今關君からして吾々の提出致しましたる不當決議に對する反對の御意見を御述になりましたが、關君は初めからして此議案は大隈内閣の秕政を指摘する、大隈内閣の舊惡を暴露する爲に、黨派根性を以てやつたのではないかと云ふ事を言はれましたが、さう觀察する事が、既に黨派根性ではないかと思ふのであります、何故なれば其決議案の何所に前内閣と書いてある、屢々關君は前内閣の秕政の跡歷々見るべしと云ふやうに讀上げて御演説になりましたが、或は御讀違でないかと思ふ、其決議案は唯今委員長が報告になりました通り、何も前内閣と云ふ言葉は使つてありませぬ、大正三年度、四年度の決算を審査するに、違法不當の處置頗る多く、秕政の跡歷々見るべしと書いてあるのでありまして前内閣云々と云ふ事は一言も謳つてありませぬ、怖しい〳〵と思つて見ると云ふと幽靈が出て來るやうな工合で、諸君が吾々の此決算を審査致しまする態度に付て疑惑の眼を以て見て居るから、さう云ふ御議論が起るのではないかと思ひます、申すまでもなく決算は豫算と共に吾々立法府が行政府の行政財政を監督する重大なる手段でありまして、豫算は之を事前に於てし、決算は之を事後に於てする差だけありますけれども、兩者の間に輕重の別はないのであります、然るに決算審議の場合は、多くの場合に於て其當局者たる内閣が更迭後に議會に提出されますが爲に、此關係から致して政府に於ても之を輕視し吾々立法府に於ても動もすれば之を輕視する傾向を生じて居ることは、吾々大に之を遺憾と致して居つたのであります、然るに昨年六月臨時議會に際して大正三年度の決算を提出されました時分に、吾々は此會期の短き場合に於て、重大なる決算を審議し盡す事が出來ぬと云ふ事から、其當時に於て本會議に於て之を審議する事を否決致したのである、其責任から致しまして、此度大正三年、四年兩年度の決算が提出されましたのを機會に此機會を以て多年の弊害を生じて居る、弊風と認むべき決算を輕視すると云ふ惡風を矯めて、決算をもう少し愼重に審議致したいと思ひまして、私共は自ら奮つて決算委員になつた譯であります、而して決算を段々審議致して見ますると云ふと成程此決算は大正三年、四年の決算でありまして、所謂秕政百出、惡政頻々たる故を以て

國民の非難を受けましたる大隈内閣時代の決算である(拍手起る)即ち大正三年四年の決算は大隈内閣の罪惡の歴史である、惡政の記錄で有ます、故に之を審議致すに付きましては、自ら前内閣の秕政を擧げまする事は、是は已むを得ぬ事で有ます、併ながら吾々は最初に申します通り、決して大隈内閣なるが故に特に之を指摘する、或は舊惡を暴露すると云ふ意味に於て審査致したのでありませぬ、段々審査致して見ますと云ふと、成程其當時の内閣が國民の非難を受けましたのは、無理はないと思ひまするのは、何所を見ましても如何にも不正不當の處置が多いのであります、吾々は其中では極く主なるもの丈を拔き出しまして、此決議案に掲げたのであります、故に此決議案に掲げました所のものを、其順序に從つて逐次極く簡單に申上げて見たいと思ふのであります、第一に兵器彈藥賣却に關する問題であります、是は先年の議會に於きまして、既に屢々論議された問題でありまするが、是が決算に現はれた場合に於て、吾々再び一言無かるべからずと思ふのであります、唯今關君は此問題に付きまして決して不當でない、當時の事情已むを得ぬと云ふ事を申されましたが成程泰平組合をして兵器を賣却せしむると云ふ事が、其初て起りました當時の事情は吾々之を諒とするのであります、御承知の通り、其當時に於きまして三井、高田、大倉等の商人が、支那、若くは暹羅東洋方面に極く少數の兵器を賣るのにも、非常な競爭を致して居つたのである、此競爭の弊を避ける爲に、寧ろ陸軍當局が調停妥協せしめて、一の組合を造らしたのであります、之に對して陸軍が訓令を與へ、相當な條件を以て兵器の賣却をせしむるに至つたと云ふ事は、決して吾々は非難をするのではありませぬ、唯々此時局の發生以來、與國に對する兵器の賣却の場合に於て、此事を豫期せざりし平時の契約訓令を其儘に墨守して、一商事組合をして多額の利益を獨占せしめたと云ふ事が宜しくないと云ふのであります、御承知の通り、是迄我帝國が與國に對して、賣却致しました兵器の金高は一億八千九百萬圓である、約二億圓に達して居ります、其中で一般會計の所有に屬して居るものを、砲兵工廠の材料と云ふ名前で供託して、保管轉換をして賣つたものが六千萬圓を越して居ると思ふのであります、此會計法規の關係から申しまして、一般會計に屬する所の六千萬圓以上の兵器を――寧ろ其儘賣れるべき兵器が大多數占めて居るのを、之を材料として砲兵工廠に授けて、而して砲兵工廠の手で以て賣つて、其の儘陸軍の一般會計が新式の武器を補塡して居ると云ふ、此會計法規は宜しくないと云ふことを申すのである、若し斯の如き事を一言の非難なくして當然なりと容されるならば、會計法規と云ふものは紊亂紛更、其極に達するのであります(「ひや〳〵」「現內閣に對してはどうだ」「默つて聽け」と呼ぶ者あり)森田君御默りなさい――議長、森田君が餘りです。

○議長(大岡育造君)　注意致します(「森田君とは何んだ」「默つて聽け」と呼ぶ者あり)私語を禁じます。

○三土忠造君　而して泰平組合に對する手數料は、初は五分であつたのを後には之を三分とし之を二分にした、是は大隈内閣にして初めて爲し得たのであつて、前内閣時代には出來なかつたのだと云ふことを申されますけれども、平時に於て五分の手數料と云ふものは當然な事である、此賣りまする數が極めて少ないのであるから、五分の手數料を與へなければ、泰平組合なるものが成立致しませぬ、けれども此時局發生以來與國に對して巨額の武器を賣り、而も其武器を賣るのは與國の政府から帝國政府に注文をして來れば、泰平組合は何等の手數は要せぬのである、唯々名義上の仲立になつた爲に、非常な手數料を取つて居るのであります、其手數料が總額四百九十何萬圓になつて居ります、大體に於て五百萬圓の手數料を取つて居るのであります、斯の如き巨額の手數料を一商事組合に渡す事が正當なりと云ふことは、私共どう考へても考へ得ないのであります、(拍手起る)恐らくは憲政會の諸君の外に、滿天下六千萬人の中、一人も之を正當なりと考へる者は無からうと思ふ(拍手起る)第二に製鐵所の所有に係る船舶の保管問題でありまするが、此船舶も亦一番初めは三井、郵船會社に保管を供託してあつたのでありまするが、其當時及其後に松昌洋行に二隻を保管せしめ、郵船會社に一隻の保管を繼續せしめて、大正二年頃に契約をした事は、是は必ずしも不當とは非難しないのであります、唯々時局發生以來、非常に此傭船料の騰貴した場合に於て、尙且戰前の狀態で契約した、之を變更し得られるにも拘らず變更せずして少數の者に利益を獨占せしめたのが宜くないと言ふのであります、唯今關君は惠山丸の舊契約の第九條を援用をせられて、其契約あるが爲に、傭船料を上げることが出來ない、保管金を增すことが出來ないと申されますけれども、何處にさう云ふ事があります、私は丁度此處に條文は持つて居りませぬけれども、第九條の規定の精神は、農商務大臣も申して居ります、第九條の精神は製鐵所の權利を保留したのである、製鐵所が何等の義務を負擔した條文ではありませぬ、斯う云ふ事が書いてあるのであります、私は條文を持つて居りませぬから、意味から申しますと此契約は三年の契約であるが、契約滿了後に於て、若し製鐵所は其船が不用に歸して、更に之を松昌洋行に貸付けやうと思ふならば、七年間繼續して同一條件で製鐵所に貸すことが出來ると云ふ意味であつて、決して製鐵所が其場合に拒否することが出來ないと云ふことを契約したのではない、松昌洋行の義務を規定したのである、其松昌洋行が其前に斷はることが出來ないと云ふ事を規定したのでありまして、決して製鐵所に義務を負擔せしめたのではありませぬ是は其條文を見れば、必ずしも森田君の如き辯護士でなくとも分るのである(森田茂君「森田君の如きとは何事だ、此場合何故に森田を援用する」と呼ひ「品が惡いから言ふのだ」「先刻からのべつに饒舌るからだ」と呼ふ者あり)森田君は先刻からのべつに饒舌るから言ふのです、斯の如くにして最近の契約を締結したのは大正五年一年と七月とであります、影島丸は七月でありまして、惠山丸及汐首丸は大正五年一月である、大正五年一月頃の傭船料は如何であるか、大正五年一月頃の傭船料は汐首丸惠山丸の如き中型の船に致しましては、先づ少くも一箇月一噸十圓であります、又影島丸は大正五年七月の契約になつて居りますが、此大正五年七月頃の傭船料は一噸一箇月十二圓である、此三隻の船の總高が一萬六千八百四十噸と相成りますから、此割合を乘じて見ると二百二十萬圓程の傭船料になるのである、此二百二十萬圓程の傭船料を製鐵所が受取得られるものを、松昌洋行と郵船會社と三隻合せて僅に十九萬圓である、八萬圓と六萬圓と五萬圓と傭船料を取つて、松昌洋行及郵船會社に保管を委託したのであります、二百二十萬圓取るべきものを十九萬圓しか取つて居らぬのである、併ながら玆に一つ吾々が考へなければならぬ事は、政府の辯明に依りましても、此契約は普通の傭船契約とは違ひまして、保管をして居つて、保管人が其費用並に保險料等を引受けるのでありますからして、他の傭船とは違ふ、然るに之を其道の専門家に聞いて見ますると云ふと製鐵所の持つて居る三隻の如き船で申せば保險料、修繕費、其他の費用を合せて一噸一箇月二圓五十錢と云ふ事である、二圓五十錢あれば澤山である、然らば一萬六千八百四十噸に對して約五十萬圓二百二十萬圓から五十萬圓引去つても、尙ほ百七十萬圓取れるものを、十九萬圓で貸付けてあるのでありますからして殆ど國庫が百五十萬圓の損失を致したのであります、更に昨年の九月、十月、十一月頃の傭船料を見ますと非常に高い三十圓以上に上つて居りますから、此三十圓以上の時價を以て一萬六千八百四十噸の船を貸付けたならば、約五百萬圓以上の傭船料が取れるのである、斯の如き巨額の傭船料が取れるものを非常な少額を以て貸付けてあると云ふ事は、どうしても其間に吾々が或る解すべからざる事實が存在して居ると云ふことを疑はざるを得ぬのであります(拍手起る)是も亦憲政會の諸君が如何にも美しいやうに御辯論になりますが、天下萬衆は之に對して幾多の疑惑を有して居るのであります然らば現内閣が尙且つ之を繼續して居るではないかと云ふそれだから吾々は委員會に於て現内閣を攻擊したのである、此不當の決議案を出しましたのは單に前内閣の事を言ふのみならず今の内閣に向つても反省を求めて居るのである、」而して委員會に於ても仲小路農商務大臣は、此契約をしたと云ふことは、それ自身は餘り惡いとは思はぬ、又其後の處置に付ては政府に不當と思ふ、故に之に對して善後の處置を執ることは、十分研究して居ると云ふことを申して居るのである、又單に傭船料の問題許りでなく、此保管の形に於て松昌洋行及郵船會社に託してある船を、松昌洋行及郵船會社は之を外國に「チャーター」したのである、而も其或るものは危險區域に入つて、一隻は一昨年失つたのであります、斯の如き事を保管と云ふ形にしてやつて居ると云ふ事は、吾々會計法規の上で宜しくないと云ふが、委員會の議論の焦點であります、それから第三に製鐵所の製品拂下問題でありますが、製鐵所の製材其他の物を拂下げるに付て、幾多疑惑の問題が起つて遂に刑事事件を惹起して居る、製鐵所の長官は遂に縊死されたのであります、製鐵所を中心として唯今九州方面に

於て大疑獄が起つて居る、此大疑獄の起つたのは何の爲に起つたかと云ふと、製鐵所が如何なる事をして居たかと云ふことが分るのである、單に吾々が新聞に依て發表されて居る所の田中省三、舛巴陸龍、其の他の人の事丈を見ても、製鐵所が如何なる事をして居つたと云ふことが分るのみならず、私は此の一例丈を申上げますが、先刻委員長の報告では「タール」の事を申されましたが、委員會では「タール」の問題は無かつた「クレオソート」であつたと思ひます、「クレオソート」は製鐵所で出來るものは全部で一箇年三萬石である、其の三萬石の全部を大阪の舎密會社と云ふ一會社に獨占せしめて、之を舎密會社が引受けて居りますのは、唯々名義丈であつて其實は輸出「シンチゲート」が全部外國へ輸出して居るのである、而して其契約に依りますと、一石が一圓五十錢について居る、然るに今日の相場は一石が十二圓致して居る、其輸出「シンチゲート」は外國に對して之を一石七圓で賣つて居ります、製鐵所が出來る此「クレオソート」の全部を、一商事會社に與へて、一商事會社は全部之を外國に賣つて居るのである、其契約を締結致しましたのは、大正元年であります、大正元年頃に於て一圓五十錢で契約したと云ふことは宜しうございますが、之を一人の者に占領せしめて居ることは、私共宜しくないと考へるのであります、其の外「ベンゾール」或は「ピッチ」或は鑛滓煉瓦等色々あります、要するに製鐵所は今日國民疑惑の中心になつて居ります彼の鋼片問題の如きに至つては、既に（「決算に關係なし」と呼ぶ者あり）決算には勿論關係はありませぬ、大正四年度の決算に關係がありませぬのみならず、既に此鋼片問題に對する本衆議院の態度と云ふものは、先月即ち二月十二日の本議場に於て決定致して居りますから、之を論究致しませぬけれども、唯々私は茲に申上げて置きますが此鋼片問題は聞けば聞く程咄々一大怪事であると申したいのであります、それから第四に米價調節の問題であります、關君は米價調節問題には論及されませぬでしたが、或は御落しになつたかとも思ふ、米價調節の問題は、是は其當時からして矢張非難のあつた問題である、諸君の方にも申分がありませうが、吾々から見れば實に不可思議千萬なる問題である、何故ならば私共は此米價調節と云ふものは、前內閣に於ては殆ど誠意が無かつた、調節の意思無くして已むを得ず致したものと思ひます、なぜなれば若し前內閣に於て、眞に農民の苦痛を憂へ農家の慘情を諒知して、米價調節をやらうと云ふならば、何故もう少し進んで早くやらなかつたのであるか、米價が十一圓臺十圓臺と云ふのは、大正三年の秋頃であります、此農家の悲慘の狀態を見て、吾々は議會に於て米價調節の必要を絶叫したのである、其聲に促されて始めて澁々ながら政府は米價調節の經費を致したのである、而も今に私共は覺えて居りますが、大正三年十二月二十五日に議會は解散となつた、其前々日になつて始めて米價調節の法律案を出して來たのであります、なぜ米價調節の法律案を澁々出して來たかと云ふと、政府は最早議會を解散の決心をして居る、議會解散の決心をした以上は、選擧の爲に有利な方法を採らなければならぬ、政友會其他政府反對黨は、頻りに米價調節の事を絶叫して居るから、農民に對する歡心を得て居る、之れに對抗する爲に全く選擧策として、米價調節の問題を出さなければならぬと云ふので、突如として倉惶として此所に出して來たのである、最初から米價調節の誠意は無かつたのである、若し當時政府にして米價調節の誠意ありとすれば、なぜ議會の劈頭に出さなかつたか、又議會解散後に於て尙ほ米價調節の必要があるならば、なぜ一月の初めに出さなかつたのであるか、三月の末になつて――三月中旬を過ぎて選擧前になつてやつたのは、私共は當時の政府は米價調節に誠意が無かつたと云ふことを斷定して憚らぬのである、而已ならず其大正三年の十二月の議會に於て提出致しましたのは、確か金高は千五百萬圓と思ひます、千五百萬圓の金を政府が出して、米價調節をするぞと言つたものですから米を持つて居る者若くは米に關係を致しまする者は急に思惑買をし或は賣惜をしたのである、所が政府は僅に四百萬圓そこ〳〵――決算に依て見れば僅に四百十九萬圓丈の米を買つて居る、四百六十六萬圓と云ふ出費になつて居りますが、あとのものは倉敷料其他の經費である、米を買ふ爲に出した金は四百十九萬圓である、四百十九萬圓の金を出して僅に三十萬石の米を買つた、政府は少くも千五百萬圓までは買ふと思つたら僅に四百萬圓で止めた、其當時大藏大臣の若槻君は、米の相場は十六圓位迄に引上げたいと云ふことを申して居つたのが、米が十三圓になつて米價調節を止めたのである、五千萬石の米を三十萬石買つて米價調節などと云ふのは寧ろ滑稽千萬であります、斯の如くにして米價調節の爲に何等の効果無かりしのみならず、多數の農民多數の思惑を致した者に大怪我をさしたのである、而して利する所は少數の奸商を利せしめたのであります、又水道の補助費及築港の補助費問題でありますが、是は東京市外九市の水道補助費、四日市外三港の築港の問題でありますが、是も私共は水道の補助築港の補助其ものを惡いと申すのではない、築港の補助、水道の補助と云ふことは、吾々政友會として多年唱道し來り、此計畫は政友會に於て立てたのであります故に之を遂行するに付て毫頭反對は無いのでありますけれども、吾々は此補助費を出しました所の時機が宜しくないと申すのである、抑々此補助費を出しましたのは、大正四年の三月の二十日過であつたと思ひます、即ち議會の總選擧――衆議院議員の總選擧の數日前であります、之に依つて全く選擧に利用したとは申しませぬけれども、其或一部に於ては確に選擧に利用したのである（拍手起る）例へば此處に申して憚らぬが、四日市の如きは如何であるか、三重縣の四日市の如きは前々代議士井上敏夫君が多年之を開拓し、牢固として抜くべからざる地盤を有して居つたのでありますが（「のう〳〵」と呼ぶ者あり）之を水道補助費を以て此地盤を根柢から壞した事は、天下公知の事實であります（拍手起り「のう〳〵」「それが決算に關係があるか」「ある〳〵」「關係がないぢやないか」「默れ」「何を言つて居る百姓」「下岡忠治が能く知つて居るわい」「下岡を呼んで來い」「僕が知つて居るぞ小林嘉平治が知つて居る」と呼ぶ者あり議場騷然）

○議長（大岡育造君）　靜肅に――靜肅に願ひます。

○三土忠造君　それから尙ほ此決議案には書いてありませぬけれども、冒頭に於て秕政の迹歴々見るべしと書いてありますが、私共は唯々決議案の其一部を擧げたのであつて、殆ど枚擧に遑あらざる程であります（「ひや〳〵」「謹聽」と呼ぶ者あり）此決議案に擧げてありますものに一二加へて申しますると、諸君は如何に辯解されても彼の瀆職事件の場合に於て、衆議院の前々書記官長たりし林田龜太郎君が、豫審廷に陳べられた所の此豫審調書と云ふものは否認することは出來ませぬ（拍手起り「それは何んだ」「顏色なし」と呼ぶ者あり）即ち林田君の說明に依りますと、林田君は政府の機密費を以て議員を買收致した、此金は大浦――其當時の內閣の國務大臣から貰つたと云ふことが書いてある（「嘘を言へ」「機密費は書いてない」と呼ぶ者あり）而して多少の事實は違ひまするか知れませぬけれども、其當時の狀況を若し諸君が恥を知るならば靜肅に御聽なさい（「嘘を言へ」「謹聽々々」と呼ぶ者あり）吾々は議員を買收致しました金は機密費ばかりでないと思うて居るのであります、機密費以外に尙ほ是よりも言ふに忍びざる金が出て居りはせぬかと思ふのであります、けれども決算の場合でありまするが故に、此不審の處置、不當不誠實に國民を驚愕し、戰慄し憤慨せしめた所の機密費を以て、議員を買收したと云ふことが矢張此大正三年の決算に含まれて居るのであります、之を此處に辯明するの言葉があるか（「買收された議員は何ぞ政友會にあらずや」と呼ぶ者あり）又旅費の濫費は如何であるか、名を視察に藉り名を出張に藉りて、國務大臣參政官副參政官等が到る所の選擧、到る所の應援演說に出掛けて居るではないか、尾崎司法大臣の如きは大正三年度に於て大阪控訴院管內丈でも三遍行つて居る、而して其名は出張であります――名は視察でありますけれども、其實は殆ど黨勢擴張の爲に運動したのである（「其通り」と呼ぶ者あり）而して（「富島委員長に劣るね」と呼ぶ者あり笑聲起る）而して之に對して私は如何にも不可思議に堪へませぬのは、委員會に於て憲政會の委員の副參政官でありましたか、紫安新九郎君は斯う云ふことを言はれて居るのであります、吾々は副參政官たりし時代に於きまして、成程選擧應援に行つた、演說にも行つたけれども、少しも旅費は貰つて居らぬ、政黨の本部の費用で行つて居るのである、斯う言ふのである、大隈內閣が參政官を置いたのは、政黨の主義政策を國民に告げしめる爲の一方便として置いたのである、參政官若くは國務大臣が其內閣の主義政策を國民に知らしめる爲に、出張するのに何が不都合があるか（「嘘を吐け」「速記錄を御覽なさい」と呼ぶ者あり）私は斯の如き言葉に對して批評するのは好まぬのでありますけれども（「好む〳〵御前はやつて居るではないか」と呼ぶ者あり）苟も參政官とか副參政官と云ふ如き、中央政府の高級官吏たる者が、服務規律の

何たる事も解せずして、斯の如き事を以て正々堂々の議論なりとして、吾々に向つて高言大語致します事は我共甚だ遺憾に存ずるのであります（拍手起る）要するに大正三年度四年度の決算は之を綜合するに付きまして、實に不法不當の處置が頻々としてある、殆ど送迎に遑あらずと云ふ程であります、是は全く前内閣時代の事でありまして吾々は此不當不法の處置に依て（「權兵衛時代は如何」と呼ふ者あり）國費を濫費し國庫に非常なる損失を來したと云ふことは申す迄もありませぬ、是が爲に官紀を紊亂し（「のう／＼」と呼ふ者あり）人心を荼毒し社會の風紀の上に非常なる害悪を與へたと云ふことを實に憂へるのであります（拍手起る）必ずしも前内閣許りでもありませぬが、私は決算を議する場合に於て此不當決議を提出し、之に依つて過去の政治家を誡めるのみならず、現在及將來の政治家に對して警告を與へ、將來帝國の行政部面に立ちまする者をして――帝國の政府を組織致しまする者をして、斯の如き罪悪を再びせしめざらんが爲に、此決議案を提出致すのであります（拍手起る）若し諸君が冷靜に御考下さりまして、吾々立法府の責任の重大なる事を自覺し、行政監督の任務の重且つ大なる事を自覺し而して黨派よりも國家を以て重しとせらるゝ諸君は此決議案に對して滿腔の熱誠を捧げて賛成下さることを疑はぬと申して此壇を降ります（拍手起る）

○紫安新九郎君　議長。

○議長（大岡育造君）　紫安新九郎君。

〔紫安新九郎君登壇〕　〔拍手起る〕

○紫安新九郎君　諸君、本員は決算委員長の報告に反對し、殊に最後の決議案に於て最も反對する者であります、決算委員會に於きましては政友會の諸君より色々の議論が出たのであります、其二三を申しますれば、吾々の尊敬せる三土忠造君の如きは、責任ある紳士が容易に發せざるやうな、隨分穩かならぬ言論を發せられたのである、是は採木公司の問題に付てであります、其他又國家唯一の大典たる御大禮の費用に付きまして、大禮使職員に下付せられたる賞與か多いとか少ないとか、種々樣々なる議論が出たのであります、而して政友會及び國民黨の諸君が、常に事前内閣に及ぶや、大隈内閣は秕政百出であつたと云ふことを言つたのであります（「其の通り」と呼ふ者あり）私は此機會に於て此決議案の提出せられることを喜ぶ者である。

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○紫安新九郎君　何故に此決議案の提出せられたことを喜ぶかと云へば、政友會及び國民黨の諸君の、大隈内閣に對する秕政百出と言へる、其結晶體は何であるかと云ふと、今日程に上つて居る所の決議案其ものに過ぎないと云ふことを、天下に明かにすることを得たからである（拍手起る）決議案の第一に於ける所の（「辯明する資格が無い」と呼ふ者あり）兵器彈藥の賣却に付きまして、會計法規の正條に據らず、收支を紛淆したと云ふ件であります、所が此問題に付ては、政友會及び國民黨の諸君が爭ふ所はどの點に在るかと云ふことを、十分腹の中に入れて居られぬやうに本員は思ふのである（拍手起る）故に此問題に付て、吾々は諸君と見解を異にする所の基礎は何處に在るかと云ふことを先づ述べて、而して是が果して會計法規の正條に據らず、收支を紛淆したるものであるや否やと云ふことに論辯せむとするものであります、御承知の通り砲兵工廠の作業は特別會計に屬するものであります、故に砲兵工廠が新たに他の注文を受けまして、此注文に應じて兵器を造つて、之を賣却して、其賣却したる金を特別會計に請入れたと云ふならば、是は議論の餘地の無いことであります、而して又之に關しまして、一般會計に屬する陸軍省の經理に屬するものを、陸軍省が直接に之を聯合與國に賣却して、其金を一般會計に受入れたとしたならば、是も亦議論の餘地がないのであります、然るに何故に此處に諸君の言へる所の收支を紛淆したと云ふ問題が起つたのかと云ふことを明かにしなければ、諸君は唯々收支を紛淆したと云ふことを言ふが、如何なる點が爭ひの基礎になつて居るか、如何なる所を爭ふのであるかと云ふことを、十分に腹に入れて居られぬやうに思ふからである（「忌憚なく服罪すべし」と呼ふ者あり）聯合與國の注意に應じて、帝國は兵器を賣却を致しました其手續はどうであつたかと云ふと、一般會計に屬する所の、陸軍省の持つて居る古い兵器を、之を材料として砲兵工廠に引渡したのであります（「違ふ違ふ」と呼ふ者あり）更に違はない、是が即ち兵器保管に對する轉換であるのであります、何となれば一般會計の經理に屬する、古い兵器を特別會計に屬する砲兵工廠に引渡したと云ふことは、是は兵器保管を轉換したものであります、此點を能く諸君が御記憶を願ひたい（「分つて居るよ」と呼ふ者あり）而して砲兵工廠は之を如何にしたかと云ふと、陸軍省から有償で引受けたる所の兵器に對して、砲兵工廠は之に加工修理を施して――加工修理を施して、之を聯合與國に引渡したのであります（「肝腎な所を辯解し給へ」と呼ふ者あり）而して砲兵工廠は陸軍省に對しては、新しき兵器を造つて、而して之を有償で陸軍省に引渡したのであります、而して此時が又再び兵器保管の轉換であるのであります、即ち初めに陸軍省の手より砲兵工廠の手に移る時に、兵器保管の轉換となり、次に砲兵工廠より新しき兵器を陸軍省に引渡す場合に、再び此處に兵器保管の轉換を爲して居るのである、此意味を諸君が十分腹の中に疊み込まれたならば、此問題は何等意義を成さぬことになるのであります、即ち初めは一般會計に屬する兵器を砲兵工廠に移し、次に特別會計に屬する兵器を一般會計に移した、其形から論じますれば、是れは物品の交換に過ぎないのであります、併しながら其の會計法規上に於ける性質から論議しますれば、保管轉換に過ぎないのであります、是れか何故に收支を紛淆して居るのでありますか、收支は明白であります、此の保管轉換の意味を了解せる者の間には、是れ程明白なる收支はない、一毫の爭ふべき餘地はないのであります、次には泰平組合に關する問題であります、泰平組合に付いては、先刻同僚關君より精しく御論辯になりましたが、併し三土君は此の組合に對して斯樣なことを言つたのである、泰平組合の契約を墨守せる前内閣が――泰平組合に關する契約を墨守した前内閣が、泰平組合に對する契約を墨守しなければならぬ立場に立つた、其の原因は何處に在るのであるか、即ち四十一年六月當時の陸軍大臣寺内伯爵が泰平組合に與へたる訓令が、即ち前内閣をして此の泰平組合の契約を墨守せざるべからざる立場に至らしめたのである（拍手起る）即ち寺内陸軍大臣が如何やうな訓令を與へて居るかと申しますると、斯樣な訓令を與へて居るのである「外國賣込ノ爲メ組合ヨリ兵器及附屬品ノ拂下又ハ製造ヲ申出テタル時ハ陸軍省ハ十分ノ便宜ヲ與フヘシ」即ち此の訓令を與へて泰平組合が成立の期間を十箇年とせるものを承認して、此の訓令を與へたからして、十箇年の間は泰平組合に對して、此訓令を墨守せざるを得ない立場になつたのである、然るに之を三土君が前内閣は何故に泰平組合の契約を墨守せるかと言つて、攻擊することは毫も當らないのである、此三土君の攻擊が當れりとすれば、何故に山本内閣則ち政友會内閣は此契約を墨守したのであるか（拍手起る）何故に山本内閣に於て此契約を破棄するの手段に出てなかつたのであるか（拍手起る）政友會及び國民黨の諸君は、泰平組合に對して曩に五歩の手數料を與へて居つたものを、大隈内閣に至つて之を三歩と爲し二歩と爲した、而も此三歩と切下げ二歩と切下げたる大隈内閣を攻擊して、五歩の手數料を與へたる山本内閣に對しては、一言半句も曾て論及することがなかつたのである（拍手する者あり）此點から考へますれば、政友會及國民黨の諸君が、此問題に付て爭ふの眞意は那邊にあるかを疑はざるを得ないのである（拍手する者あり）次は彭島丸惠山丸汐首丸の保管に關する問題であります、即ち此保管に關する問題に付ては、先刻同僚の關君が申しましたやうに、即ち前内閣に對して多大の敵意を有する現政府、殊に仲小路農相が此契約を以て前後の事情を斟酌して決して不當にあらずと斷言して居るのを見れば、果して此契約が當を得て居るや否やと云ふ事は、論辯の餘地なきものと言はざるを得ぬのである（拍手する者あり）而して先刻三土君は此問題は獨り三四年度の決算に於て、之を不當なりと論じたるのみならず、此決議案を提出したのは現政府に對しても之を警告するの意味が含んで居ると云ふやうな意味の事を申されたのであります、果して三土君の言ふ通りであるとするならば、何故に政友會及國民黨の諸君は、最早議會の餘日なき今日に於て單に三年四年度に對する決算の決議に於て、之を爲して此決議が獨り前内閣のみならず、現政府に觸れて居ると云ふやうな微温的の決議を爲すのであるか、何故に進んで現政府に警告を發し、更に進んでは何故に此問題を以て現政府を彈劾しないのであるか（拍手する者あり「誤解々々」と呼ふ者あり）故に此問題に付ても政友會の諸君が果して之を不當と認めて居るのであるか、或は何等かの目的の爲に不當にあらざるものを不當なりと看做して居るのであるかと云ふことを、本員は疑はざるを得ぬのである（拍手起る）次に第三は製鐵所の製品拂下に關する問題であります、先刻三土君は製鐵所の製品拂

下に關しては、「タール」油のことは問題に上つて居なかつたと云ふことを申されたのであるが、是は大なる僞である、何故に僞であるかと云へば、即ち三月十六日の委員會の速記に於て、此「タール」油なるものは政友會諸君に依て提出せられたると云ふことは、速記錄に於て爭ふべからざる事實である、即ち三月十六日の決算委員會に於て、政友會よりして決算に對する決議文を提出せられたる理由の中に高橋光威君が斯樣な事を申して居るのであります、「鐵材と限つた事でもありませぬし貴方の御専門の鋼片に限つて言つても居らぬのであります、鋼片は私共其中に入れないのであります、大正三年度四年度に亘りまして、製鐵所の製產物――先日の委員會に於て詳しく申述べましたが主として「タレオソート」とか（笑聲起り「そんなものはない」と呼ふ者あり）或は毛里君から言つた「ピッチ」とか或は「ベンゾール」とか或は「光彩煉瓦」――「タレオソート」と云ふのは「クレオソート」の間違だらうと本員は思ふのであります、而して此「クレオソート」と云ふものは是は「タール」油のことを言つたのであります、是は爭ふべからざる事柄であります、即ち「製鐵所の製品拂下に關しては叨りに少數者をして利益を獨占せしめ」と云ふ此決議案の出た其原因は何所に在るかと云ふと、今私が讀上げましたる高橋君の御演說の中にある「ベンゾール」「ピッチ」「タール」油の此三つを基礎として、此製鐵所に關する決議案が出たのであります、之に付て私は其誤まれる所を爰に正さんとする者であります、第一は「タール」油の事であります「タール」油は製鐵所が十年程以前に初めて之を製造したものであります當時我國に於きましては「コークス」より副產物を製造する事はしなかつたのであります、所が其當時大阪の舍密會社が「コークス」から副產物を製出する所の外國の特許權を持つて居つたのであります、そこで製鐵所の方に於ては日本に未だ「コークス」より副產物を製造することはしないが、併し之をやつて見たい、日本で是が使へるか使へないかは分らないが、試に工業界に手本を示すが爲に、此「コークス」より副產物を製造することをやりたいと云ふ考を持つて居つた所に、外國の特許權を有する大阪の舍密會社が製鐵所に交涉して、自分の方が此副產物を造る外國の　許權を持つて居るからして、どうか貴方の方で「コークス」より副產物を取る、即ち「タール」油を造つては與れまいか、是は果して日本に於て此「タール」油か使へるか使へないかは分らないけれども、製鐵所に於て之を造つて與れたならば一般工業界に手本を示すものであるからと云ふ交涉が出來たさうであります、そこで製鐵所は日本に使へるか使へないかは知れないが、外國に於ては使つて居る事であるから、工業界に一つ手本を示したい、殊に大阪の舍密會社は其副產物を造る外國の特許權を提供するからと云ふ問題から致しまして、製鐵所が之を造つて而して之を大阪の舍密會社に供給するの契約が出來たのであります、故に此「タール」油の供給に付きましては、大阪の舍密會社と製鐵所には、他の關係に見る事の出來ない特殊の關係が存在して居つたのであります、次に高橋君の所謂「ピッチ」は是は何處に供給されて居るかと云ふと是は問題にならないのである、何故に問題にならないかと云へば、是は德山の海軍の煉炭製造所に供給されて居るのである、煉炭製造所に供給されて居るのであるから、此決議案にある所の叨りに少數者をして利益を獨占せしめと云ふことには、何等の關係のない事柄である（拍手起る）而して更に本員の言はんとする所は「ベンゾール」に關する問題であります「ベンゾール」は大正六年一二月頃初めて製鐵所に於て製造に着手し、さうして二月頃之を日本染料會社日本製藥會社に十箇年の間（「日本製藥會社と云ふものはありませぬ」と呼ふ者あり）契約をしたのであります、大正六年の一月ほどの內閣でありますか、今日議題に供せられて居る問題は、大正三年度及大正四年度の決算ではありませぬか、然るに大正六年の一月初めて製造に着手せる「ベンゾール」の問題を以て、大正三年度四年度の決算に對して不當なりとする材料に供するに至つては、私は是はよもや正氣の沙汰ではあるまいと思ふのであります（拍手する者あり）是は政友會諸君の爲に、政友會の名譽の爲に、斯樣の事は私は訂正爲さつて置く方が便利であると信ずるのであります（拍手起る）それから「米價調節は其時機と方法とを誤りたるが爲、何等効果の見るべきなく」とありますが是は見樣一つであります、元來米價調節と云ふ事は、餘程大仕掛でなければ多大の効果を收むることの出來ぬと云ふことは、米價調節に關する歷史が證明して居るのであります、諸君の御承知の通り、大隈內閣時代に農商務省に於て米價調節委員會なるものが設けられまして、其當時農商務省が一の參考として提出致しましたる、案に依りますれば、米價調節を爲さんとすれば、每年米を買上げる爲に三、四千萬圓の金を投じなければならない、而して又此米を貯藏するが爲に、倉庫を建設しなければならない、其倉庫は一億萬圓であると云ふことを、農商務省の米價調節に關する委員會が設けられましたる際に、農商務省は參考として斯る考案を提出したことがあるのであります、故に米價調節をして、眞に多大の効果あらしめんとすれば、餘程大仕掛なる規模の下にしなければならぬのであります、所が諸君の御承知の通り、我政府の當今の財政は果して每年三四千萬圓を投じて米を買上げ、又此米を貯藏するが爲に、一億圓の金を投ずると云ふやうなことを許しますか、許しませぬか、聰明なる諸君が、帝國當今の財政が斯る大規模の米價調節の方法を許すものであるか、許さぬものであるかと云ふことは、多言を要しない事柄であらうと思ひます（拍手起る）又米價調節の歷史を見まするると、常平倉以來より德川幕府時代に於きまして、幾度か是は試みられた問題であります、併ながら何れの時代の米價調節に於きましても、是が多大の効果のあつたと云ふ歷史はありませぬ、併ながら米價調節を爲す每に、それ相應なる効果のあつたと云ふことも、是亦爭ふべからざる事實であります、大正三年の十二月の議會開會に際しましては、當時非常に米價は下落致して居りました、そこで諸君に於ても此の農民の困窮の狀態を見るに忍びずと爲して色々なる法律案、建議案が議會に提出せられたのであります、而して又政府も此の現狀を何とか救濟しなければならぬと云ふので、大正三年十二月二十五日米價調節に關する法律案を提出して居るのであります、ところが不幸にして大正三年の十二月末に於いて帝國議會は――衆議院は解散せられたのである（「何で解散せられたのだ」と呼ふ者あり）そこで大隈內閣は此米價はどうしても、或程度迄の救濟を試みなければならぬと云ふ考を以つて、救濟に着手したのであります、救濟に着手したのでありますなれども、之れに投ずる金はどうであるかと言ひますると、財政上の關係を考慮しなければなりませぬからして、思ふ存分の金額を米價調節に投ずることは無論出來ませぬ、又一旦米を買込みまして、其買込んだる米が他日再び市場を壓するやうなことがあつては、是亦經濟界に不安を與へるからして、一旦買込んだる米は、再び是が市場に出て、市場を壓することが無いやうにしなければならぬと云ふ、此二點を考慮したのであります、財政上を考慮し、一方は又一旦買込んだる米が再び市場に出て、市場を壓することのないやうにと云ふ、此二點を考慮して米價調節に着手したのであります（「其結果は……」と呼ふ者あり）其結果はどうであつたかと云ふと、多大の効果があつたと云ふことは、今私が申しましたる通りでありますからして、多大の効果があつたと云ふことは言へませぬが、併し相當の効果のあつたと云ふことは爭ふべからざる事實であります（拍手起る「選擧の爲だ」「國帑を濫費した丈だ」と呼ふ者あり）何故に爭ふべからざる事實であるかと言へば、即ち大正三年十二月に於ては、米價が東京で平均すると十二圓三十錢の價額であつた、所がそれが大正四年の一月に成りますと十三圓四十七錢になり二月には十四圓三十錢になり、三月には十四圓十六錢と云ふやうな價額になつたのであります（「法律の結果だ」と呼ふ者あり）標準的市場である、東京では斯樣でありますから（「もつと値段の先きを言へ」と呼ふ者あり）全國の米が此例に依て動いたと云ふことは爭ふべからざる事實であります（拍手起る）是に由て之を觀ても、騰貴したる時代に於て農民が米を手離して、其困難を脫したと云ふことは爭ふべからざる事實であります（拍手起る「のう〳〵」と呼ふ者あり）諸君は此米價調節が効果が無かつたとか、或は時機と方法を誤つたとか言はれるが、諸君が選擧區に歸つて、郡部に於て、郡部の農民に對して、諸君が斯う云ふやうなことを本心から言ふの勇氣があるのであるか（拍手起る「のう〳〵」「大に言ふぞ」と呼ふ者あり）斯樣なことを威張ると云ふは諸君が冷靜なる判斷を脫して居るものと言はざるを得ぬのである（「君が脫して居る」「國帑を濫費したのはどうした」「選擧に利用したるのみ」と呼ふ者あり）諸君、第五に水道及港灣の補助であります、即ち水道及港灣の補助に對して、前政府が之を選擧に利用せりと云ふに至つては（「然り」と呼ふ者あり）諸君の志の小なること豆の如しと言はざるを得ぬのであります（拍手起る「そんなことを言

ふ資格はないぞ」と呼ぶ者あり）前内閣が果して之を選擧に利用せんとするならば――果して之を利用せんとするならば、斯様な問題を利用するに及ばないのである、斯様なる小さなる問題が、何の爲に是が選擧に利用せらるゝのである（「大きなのもある」と呼ぶ者あり）且又此水道及港灣の補助費を、何が故に大正四年三月に之を支出したかと言ふならば大正四年の三月中に之を支出せざるべからざる理由が有つたからのことである（「のう〳〵」「それが知りたい」と呼ぶ者あり）どう云ふ理由が有つたかと言へば此水道及港灣の補助は、即ち東京市外九市の補助に付きまして、三十一議會に於て、豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件として通過して居るのである、それから又四日市外三港の補助に付ても同様であります、然るに大正三年の豫算は、諸君の御承知の通り、海軍收賄事件の爲に遂に不成立に終つたのである、そこで豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件と云ふのは、成立致して居りますからして、是は公布せられたのである、所が政府は之に基いて契約を認め、又其契約を爲すの必要を認めたのであります、併ながら豫算の方は通らなかつた、そこで大隈内閣は大正三年十二月の第三十五議會に追加豫算として之を請求したのであります、即ち費用を請求したのであります、何故に大隈内閣が之を大正三年の十二月に追加豫算として、此費用を要求したかと言へば（「選擧干渉をやらうと思つてだ」と呼ぶ者あり）是は即ち大正三年度に之を支出したいと云ふ考を以て、此追加豫算を請求したのであります、所が三十五議會も亦不幸にして解散となつた、そこで國庫の負擔となるべき契約の方は三年度からする事に、三十一議會で決定して居つたのである、三十一議會に於て之を三年度から補助費を要求したいと云ふ事柄は決定して居つた、さうして豫算が無かつたのである、然るに一方此東京市外九市の水道の方に於ては、既に豫算外國庫の負擔と爲すの契約の件が公布せられて居りますから、政府は早晩補助をして呉れると云ふことを確信して居つたのである、で此確信の下に大正四年二月になりますと、此九市の中で東京、大阪、高松、松江、佐賀、福岡、廣島、此七市は既に工事に著手したのである其他の呉、鹿兒島、松山の三市に於ては未だ工事に著手しなかつたなれども、著々準備を致しまして、早く政府の補助を貰ひたいと云ふことを政府に要求して來たのであります、其他四日市船川の二つの港灣も、其當時既に工事に著手致して居りました、四日市、船川以外の二港も、亦準備を調べて早く政府の補助を貰ひたいと云ふ意思であつたのであります故に時の政府は已むを得ず、大正四年二月十九日に勅裁を仰いで、國庫補助金を支出するの已むを得ないことになつたのであります、故に諸君、此水道及港灣の補助費が大正四年三月に交付せられたのも、亦前政府が之を選擧に利用したと云ふが如きは、此水道及港灣補助費の成立せる歴史を知らないからであるのである、此歴史を知れば大正四年三月中に前政府が之を支出したと云ふことに付ては、寸毫の疑點を挾む點はないのであります、然るに疑點を挾むと云ふことは、此水道及港灣の補助費の成立に對する歴史を知らないのであるか、或は知つて知らざる眞似をして居るのであるか、斯様な關係から諸君が此問題に付て疑惑を挾んだものと本員は言はざるを得ぬのであります（「機密費はどうだ」と呼ぶ者あり）機密費の問題は私は此機密費をどう云ふ方面に政府が使用したかどうかと云ふことは、本員の寡聞なる、帝國議會始まつて以來機密費の支出のことを議會の問題とせることは、未た曾て聞かざる事柄であります、機密費は其名の示すが如く機密である、之れを如何なる方面に使用したかと云ふことに付ては論議するの餘地無きものと言はざるを得ぬのである、其他參政官、國務大臣が名を出張に藉つて黨政擴張の爲に地方に出掛けたと云ふことも、是は此の問題に對する見解を異にして居るものと言はざるを得ぬのである、三土君の先刻の御演説は、政黨の主義方針を天下に宣傳するが爲に、參政官が地方に出張したと云ふ意味の事を申されました、私は委員會では斯様なことを申さないのであります、私が委員會で申しましたのは、時の政府の施政の方針を國民に周知せしむる爲に、地方に出張したと云ふのである、政黨の主義方針とは申さなかつたのである、時の政府の施政方針を國民に知らしむるが爲めに、地方に出張したと云ふことを言つたのである、（「旅費は何處から出た」と呼ぶ者あり）旅費の事は諸君意を安んじて可なり、旅費の事は問題にならないのである、何故問題にならないかと云へば、時の政務官は皆政黨又は政治的倶樂部の所屬員であつたのである、故に時の參政官は申す迄もなく、一面には代議士であつて、而して政黨若くは政治的倶樂部の所屬員である、故に地方に出る場合に當つては、己の所屬の政黨若くは所屬の倶樂部から旅費を取ると云ふことが何の不思議であるか、斯様なことは問題にならないのである、（「前の辯解と違ふ」と呼ぶ者あり）内閣員が地方に出たることに付て先刻三土君は即ち尾崎司法大臣が二度大阪に出張したのは怪しいと云ふやうな口吻を御漏しになつた、是は尾崎司法大臣が二度大阪に行つたと云ふのとは、事實の内容が少しく違つて居るのである、どう違つて居るかと云ふと、大阪控訴院管内の裁判所に行つたのである大阪控訴院の所管の範圍は單に大阪のみを言つて居るものではない、又必要がありとすれば國務大臣が何度地方に出やうが右様な事は問題にならないのである、苟も諸君堂々たる大政黨の政友會の諸君、又名譽ある歴史を有する國民黨の諸君が決算を審査するに當つて大臣の出張が多かつた、其旅費が多くあつたか、少なくあつたかと云ふやうなことを問題にして、此國家多事の場合に、斯る愚論、斯る妄論を以て論議することは私は諸君の爲に大に惜まざるを得ぬのである、元來言へば政友會と云はず、憲政會と云はず、國民黨と云はず、何れの政黨に於いても政黨の立黨の目的は何であるかと云へば政黨内閣を組織し、此の政黨内閣に依つて、憲政の滑かなる途用を圖つて、さうして經國濟民の事業をやりたいと云ふのが、各政黨の立黨の目的であらうと思ふのであります、然るに此の立黨の目的たる大方針を忘れて、動もすれば藩閥政府に降つて之れを恥とせず、同じ共同の畑に在る所の政黨のことに至つては、些細なることも之れを指摘するに餘力を殘さない、而して藩閥政府を援助し、藩閥政府に降ることは更に之を恥辱と思はないのである、茲に餘命幾許もなく死なんとして死せざる所の藩閥の生命が、今日尚ほ死せざる所以のものは政黨が立黨の目的を忘れて居る所に基因せざるを得ぬのである、此意味に於て斯る些細なる事柄を以て、此國家多事の場合に於て、之を衆議院に於て政友會、國民黨の諸君が論議するが如きは、諸君の志案外に小なる事に我輩は驚かざるを得ないのであります、更に政友會及國民黨の諸君に本員は此壇上より敬意を拂ふものである、何故に敬意を拂ふかと云へば、大隈内閣の秕政百出を諸君は口にして居る、其秕政百出の主なるものは本日の議題に供せられたる此決議案中の五つの事項に過ぎないと云ふことを、天下國民に知らしめたと云ふことは、吾々同志の甚だ幸とする所であります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　大口喜六君。

〔大口喜六君登壇〕

〔拍手起る〕

○大口喜六君　私は委員長の報告に對しまして、全然贊成の意を表する者であります、聊か其理由を申述べて見たいと思ひます、唯今紫安君は大隈内閣時代の秕政は、煎じ詰めた所は僅に是丈であるかと云ふことを言はれたのでありますが、吾々は決して大隈内閣の彈劾を以て唯今仕事としては居らないのであります、若しも大隈内閣の秕政を彈劾するならば是許りの事ではないのであります、まだ幾らでもあるのであります（拍手起る）併ながら吾々は今は大隈内閣の秕政を彈劾しやうとして居らないのであります、大正三年度に於ける決算と、大正四年度に於ける決算とを審査して居るのであります、其上に現はれたる事柄を茲に論じやうとするのである、若しそれ大隈内閣時代の秕政を言つたならば、まだ益々澤山あると信ずる、是は豫め一言述べて置きたいと思ふ、先刻三土君の御演説中にあつたと思ひますが、大正三年度、四年度の二年度の決算を一度に一括して之を議すると云ふが如きは、是迄に先例の無いことである、新例であると云ふが如きことを言はれたのでありますが、私は實は此新例を出したることを慶ぶ者であるのであります、是迄帝國議會の様子を見まするど、先刻來諸君が申述べられました如く、豫算と云ふものには割合に重きを置かれて居るやうでありますが、比較的決算なるものは輕く見られて居る形があつたではなからうかと思ふのであります是は吾々が極めて遺憾とする所でありまして申す迄もなく憲法上に於きまして、豫算は事前の監督でありますし、決算は事後の監督であります、それ故に決算に於きましては、誰の内閣の時であるを問はず大隈内閣でありましても、山本内閣でありましても將又どの内閣でありましても、其時代に於ける事柄は何所迄も之を審査して、非違なるものは飽迄も之を非違なりとして、天下に示すのが私は當然であると思ふのであります（「ひや〳〵」と呼ぶ者あり）

而して其當時に於ける所の人々を戒めて——其當時に於ける人々を戒めるのみならず、現在の内閣に對しても之に範を示し、其歸向する所を能く示し、而して將來に於ける政治家に向つても、大に警告を與へると云ふことは、私は當然のことであると思ふのであります、それ故に決算なるものは、飽迄も精密に之を調査致しまして如何なる細かいことでありましても、法規典例に違つて居るが如きことは一々之を明かにして、どんな細かいことであつても之を明確にして置くことが當然である、而して將來の政治家に對して大に範を示し、戒むる所があらうと思ひます、其意味に於きまして、大正三年度の決算が茲に延ばされ、而して四年度と共に此壇上に現はれることになつて、諸君と共に大に之を論議するのは、我衆議院の一大進步であると吾々は信じて居るのであります、斯かる意味に於きまして此決算を吾々は論ずるのでありますが故に、細かき事に亘ることもありませうが、既に前の討論者が段々辯ぜられたことでありますが故に、私は成べく其要點を摘んで論じやうと思ふのでありますが、併し非違に亘る事は如何なる微細なる點でありましても、私は之を猒はず論じて見たいと思ふのであります（「謹聽」と呼ふ者あり）先づ兵器彈藥の賣却問題でありますが、唯今紫安君より詳しい御説を承りました、丁度私が承つて居りましても、是は反對論者の討論に非ずして、恰も政府委員の辯明たるが如くに承つたのであります、恰も其感がありましたことを私は遺憾とするのでありますが、其辯明的御論斷に依りまして、紫安君の御眞意が能く分つたのであります、然るに吾々の此問題を非違なりとするのは、所謂紫安君の言はるゝ所の保管轉換なるものが宜しくないと思ふのであります、即ち此問題は丁度武富時敏君が大藏大臣をして居られまして、貴族院に於て水野君の質問に對して御答辯になつて居る、どう云ふ事を御答辯になつて居るかと申しますと、是は唯今迄諸君が言はれた所と餘り違ひはないやうでありますが、陸軍省から砲兵工廠へ移して、砲兵工廠がそれを改造中に賣る、賣つた代金を以て新たに兵器を拵へて、陸軍省に納めると云ふ手續になつて居る、斯う答へられて居るのであります、其通りの事實であらうと私は思ふ、是に於て之を細かに論じて行くと云ふと會計法並に陸軍作業會計法に牴觸して來るのであります、故に是に於てか保管轉換なる一つの語を發見せられて、之に依て非違に亘る點を掩はんとせられるやうでありますが、之に對して私は一言無かるへからざる所以であります、即ち保管轉換と云ふものは、全體私共は會計法を紊る所以であると思ふ、一般會計に於ては會計法あり、陸軍の特別會計に於ては陸軍作業會計法があるのでありまして、自から雙方に據るべき所の法規があるのであります、然るに此の兩法規をごちや〳〵にして仕舞つて、保管轉換の名を以つて、多大の官有物の保管に係るところの物を、保管轉換の名を以つて彼方に據り此の方に據りすることを許したならば、如何にして會計法と、陸軍作業會計法との間に對する監督が出來るでありませうか（拍手起る）是れは冷靜に考へて見れば、明かに分る問題であるが、之れを吾々が假りに忍ぶとしてもです、茲に忍ぶべからざることがある、それはどうであるかと言へば、陸軍大臣の當時の答辯に依りましても、大藏大臣の答辯に依りましても、分ることでありますが、陸軍省が保管して居るところの兵器を、之を砲兵工廠に保管轉換する時には、眞の保管轉換をする意思ではなくして、之れに僅かなる加工をせしめて、之れを外國に賣るのである、泰平組合に賣るのであると云ふことを初から認めて居るのであります、是はどうでありませう、既に陸軍省に於て外國に賣る物であり、又一方に於て泰平組合に之を讓渡す物であると云ふことを認めて居るのに、保管轉換の名を以て之を特別會計に移すと云ふことは、蓋し會計上の非違であります、斯の如き事を許して、斯の如き事を認めて、斯う云ふ事が果して將來の日本の例になつたらどうしますか、どの内閣でも斯の如き事は都合の好い事であると云ふので、何時でも保管轉換、保管轉換で會計法を滅茶滅茶のものにして仕舞つたならば、どの内閣も此例を襲うたならばどうでありませう、國家の經濟と云ふものは決して維持して行くべきものでない、それ故に吾々は斯の如き非違は何所迄も非違なりとして認めて、之を糺彈して、將來の政治家をして斯の如き事なからしめんことを期せなくてはならない、斯樣に私は考へるのであります（拍手起る）それから泰平組合の問題でありますが、是も一言申述べて置かなくてはならないと思ふのであります、泰平組合と云ふものは初め五分の利益を與へてあつた所が、次第々々に大隈内閣の時代に三分二分に減らしたと云ふことで、頻りに關君、紫安君が大隈内閣の時代の功績の如くに述べられたのであります、成程事實は其通りであります、吾々も之を認めて居るのであります、併ながら最初前の政府が五分の手數料を拂ふと云ふことを決めました時代は、未だ世界の戰亂を豫想して居らないのであります、其時分には五分の手數料を與へることにしなくては、此仕事が纒まらなかつたのである、即ち兵器と云ふものは多くは支那に賣るのを目的として居つたのであります、然るに其後戰亂が始つて參りました爲に、總ての世界の大勢と云ふものが一變して參つて居るのであります此事情を能く斟酌して見れば、大隈内閣時代に三分の手數料に減らし二分に減したと云ふことは是は當然の話でありまして、決して自慢をするに及ばぬ、尚且つ泰平組合に向つて殆ど五百萬圓に近い所の多大の手數料を取られて居るではありませぬか、決して是は大隈内閣の功績どころではない、甚だ不行屆の所があると吾々は思ふのであります、次に船舶管理問題であります、是は論じますれば色々の議論も出來ませうが、事情を承りますれば、時の政府のやられた事は御尤であると同情をしたい點も認めるのであります、併ながら私は是はどうしても決算に於ては非違なる問題と謂はねばならぬ、と云ふのは今の政府も之を認めて居るのでありますが、之を保管して居る所の松昌洋行が、明かに又貸をして居ることであります、此船を明かに又貸をして居るのであります、併ながら政府の辯明する所に依ると、是は外國語で相濟みませぬが「タイムチヤーター」であるとか「トリツプチヤーター」とか云ふことで致して居ると云ふことは認めるが、之に乘つて居る所の船員と云ふものは、是は矢張松昌洋行が持つて居るのであるが故に、是は矢張保管をする人は松昌洋行であると政府は言つて居る、斯う云ふ答辯でありますが、是が吾々が大に非違なりと認めなければならぬ點であります、即ち此官有物の財産管理規程なるものに依りますと、どうしても此契約をすると云ふことに對しましては、明かなる法文があるのであります、此法文に制せられまするが爲に、保管委託の名を以て、特に此官有財産管理規程を遁れて、松昌洋行と契約を致して居るのであります、其契約の第五條にはどう云ふ事が書いてある、第五條には「松昌洋行ハ製鐵所ノ許可ヲ得ルニ非ラサレハ本船及屬具ヲ他人ニ保管セシムルコトヲ得ス」と斯うなつて居るのであります、然るに松昌洋行は此船を又貸をして居るにも拘らず——製鐵所の許可を得て居ないのであります製鐵所の許可を得ないで、又貸をして居るのに、何故に政府は之を認め居るかと云ふことを質問しまするに、又貸は保管と云ふことにはならない、斯う云ふのであります、又貸は保管にならないと云ふので此契約書の第五條を遁るゝことが出來るならば、官有財産管理規程を何故用ゐないか、官有財産管理規程を遁れる爲には保管委託と云ふ名を以てし、一方に於て又貸をするのは契約違反なりと云ふ如きことに至りましては、官有財産管理規程と云ふものゝ功能は少しも無いことになるのであります、此の如き事に依て松昌洋行に莫大なる利益を與へたと云ふに至りましては、決算の上から見ますれば、どうしても是は非違なりとしなければならぬ、同時に一般の天下の人が之を見まして、其間に何か怪しいことが無いかと疑ひますのは、是は私は當然のことであると思ふのであります、次に此製鐵所拂下の問題であります、是は成程極めて輕微の事柄であります、先刻紫安君は之に付て「クレオソート」と「タール」と同じものだと言はれましたが、是は失禮でありますが御間違であります、「クレオソート」と「タール」油とは、決して同じ物ではありませぬ、「タール」油の中に多少の、「クレオソート」は含んで居るでありませうが、是は全く違ふのであります、事柄は極めて輕微であります、「クレオソート」と「タール」油とが、或は鐵劑とか云ふものは僅かのものゝやうでありますが、凡そ製鐵所に於て疑獄の起りますやうな件はどうかと云へば、無暗に其時に隨意契約をすると云ふことであります其隨意契約か隨分甚しいのでありまして、殆ど會計法を無視して居る、會計法を無視して事情に託し事情が、斯うであるからと云ふことに依て、多く此隨意契約にして居ると云ふことが甚だ宜しくない其隨意契約と云ふことが偶々以て或は製鐵所の内部を紊亂せしめ、延いては一般社會の工業材料とすべき如き物を或る少數の人にのみ拂下を致して、國家の種種なる工業の發展となる材料までも、特に或者にのみ拂下げると云ふ如きことを生ずるのであります、それ故に此の如き事柄は今日決算の場合に當つて之

を非違なりとして糺彈し、將來の政治家をして、製鐵所の如き所に於て出來る物は、成るべく廣く之を一般の工業者に分配せしめ、且つ多くは公入札の如き方法を執らしめ、隨意契約の如きことを爲さしめたくない、是は今日から能く戒めて置かなければならぬ事柄である、斯う云ふ意味からして之に對して吾々は之を非違なりとして糺彈するのであります、であると云ふことを述べられましたが、それは私も次に米價調節の問題であります、是は紫安君は見様御同感であります、見様であります、併ながら吾々の見様が違ふのかも知れませぬが、是は幸ひ或程度迄は私は紫安君の御意見と一致するのであります、併し其の一致する點が、最後に至つて大に岐るゝことになるのであります、凡そ米價の調節と云ふことになりますれば、先刻紫安君も申述べられた如く、二千乃至三千萬圓と云ふ如き大なる金を使はなければ常平倉時代の歴史を研究致しましても、調節などは出來るものでない、是は其の時の政府の人も公言をして居ります、既に政府の人が此の事を能く承知して居る二千萬三千萬の金を毎年支出するに非ざれば、米價の調節は出來ないと云ふことは、歴史の上に於ても總ての人が能く之れを承知して居る、然るに僅に四百萬圓許りの金を使つて、米價調節を爲したりとして之れを天下に唱道するのはどう云ふ譯でありますか、之れを惡るく言へば先刻紫安君は郡部救濟とか何んとか言はれたが、時の政府がそんな考へで米價調節を爲したりとせば、或は郡部の百姓共が喜ぶであらうと云ふやうな御考でやつたのであらうかとも思ふ、是れは三土君も言はれた如く、時の政府の米價調節なるものは、斯樣に論じ來りますれば極めて誠意なきものであると吾々は思はなければならぬ、況や此の金を責任支出を爲して剩餘金から出さるゝが如きに至つては、吾々は甚だ之れを遺憾と致します、凡そ此の剩餘金の責任支出をすると云ふが如き事は、極めて是は重大なる事でありまして漫りに爲すべきことではない、眞に是は國家の爲に利益になる、何處迄も米價調節が出來ると云ふ確信があつてこそ、或は責任支出を爲すも宜いでありませうが、其確信もなく、二千萬圓も三千萬圓も使はなければ米價調節は出來ないものであると云ふことを知りながら、僅か四百萬圓許りの金を以て米價調節を成し遂げたり、而して是が爲に責任支出は當然であると云ふことを言ふに至ては、蓋し誤れるの大なるものである、斯樣な事は是亦大に將來を戒めて置くことの必要がある、斯う云ふ事を私共は信じて疑はないのであります、隨て此水道及築港費の補助に對しては、直ちに此議論を以て論ずることが出來ると思ひまするが、是は是迄の演説者も總て認めて居らるゝが如く、總選擧を控へて居る間際の場合に於て行はれたる、所の責任支出であります、成程唯今紫安君の辯明的の御議論を承りますと、時の政府としては或は御尤と申上げなければならぬことがあらうかも知れませぬけれども、責任支出なるものは先刻も申します如く極めて國家重要なる事柄でなければならぬのでありまして、妄に之を爲すべき事ではありませぬ、隨て僅かの期間を剩す丈の場合に當りまして――三月の二十日から二十三日の間に此補助の指令が參つたと云ふのに、總選擧は四月あると云ふ如き有樣で、僅に一箇月か二箇月半、之を見合せれば、總選擧があつて議會に諮ることが出來る、此僅かな場合に當つて二十三萬五千圓と云ふ金を責任支出を以て補助されたと云ふ事は、憲法か貴いのである、憲法の正條を履行すると云ふことに重きを置かれたのであるか、或は事實に對して重きを置いたのであるかと云ふ事は論じ及びますれば、蓋し其遣方が甚だ宜しくないと云ふことを思はなくてはならないと思ふのであります（拍手起り「同感」と呼ふ者あり）それで是等の問題に對しましては、貴族院に於きましても既に之を非違なりと致して居る、即ち兵器賣却の問題に對しましては三十七議會に於て貴族院に於て此遣方は極めて違法であると云ふ事を議決を致して居るのであります、又水道港灣の補助に對しましても、同じく貴族院に於きましては、其見解甚だ宜しきを得ず、將來之を改めよと云ふことを議決を致して居る次第であります、斯の如く總ての問題は悉くが非違であることが、當然であると信じ、又吾々は之を非違なりとするならば、將來此決算に對して權威を持たしめ、是からの政治家をして益々善良なる方法に向つて進ましむると云ふことは、極めて大切な決議であると思ふのであります、此事を能く冷靜に御考へ下すつたならば、憲政會の諸君と雖も決して之に對して御反對はなからうと思ふのであります（拍手起る）是に於て私の議論は終りと致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　討論終結の動議を提出致します。

〔「贊成」と呼ふ者あり拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て討論は終結されました、是より決議の順序を宣明致します、決議は先づ大正四年度歳入歳出總決算及大正四年度各特別會計歳入歳出決算の報告書の終りの「決議」と題してある分を先づ採ります、此決を採つた後に、委員長報告中の憲政會の反對のある此決議の籠つて居る分を除いて、後の決を採ります、先づ最初に申しました通りの「決議」と題する分、此決議案に對して贊成の諸君の起立を求めます。

起立者　多數

〔「大多數」「少數」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　大多數、可決、委員長報告の通りに可決致しましたことを宣告致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　唯今決しました部分を除いては、外に反對の論もありませぬから三年の歳入歳出各特別も併せて委員長報告通り御異議ありませぬか

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ兩報告共に委員長報告通り可決致しました。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　尙ほ時間がありますから一二件丈決します――日程第三、日支文化の施設に關する建議案を議題と致します、提出者關和知君。

第三　日支文化の施設に關する建議案（關和知君外四名提出）

日支文化の施設に關する建議案

日支文化の施設に關する建議

日支兩國の文明は既往の歴史に於て離るへからさる關係を有するのみならす將來東洋民族の發展進歩に至大の關係を有せり從て兩國民の思想文化の上に融合協和の途を講するは所謂日支親善の根本義にして東亞百年の大計なり近來我か國支那人敎化の業漸く衰頽し兩國民の意思動もすれは疎融せむとす此の際大に支那人敎育の施設を盛にし鄰邦國民の敎化誘掖に努むるは實に帝國の東亞に於ける責任にして併せて世界文明に貢獻する所以なり政府は速に之か相當の施設を講すへし

右建議す

○關和知君　簡單でありますから此席で述べます。

○議長（大岡育造君）　宜しうございます。

○關和知君　本案は先日の本會議に提出されました髙橋本吉君の支那人敎育に關する建議案と同一の意味あるものと思ひますから、幸に其委員に付託になりましたら、其節説明を致したいと思ひます、どうか御贊成を願ひます。

○岩崎勳君　本案は髙橋本吉君外五名提出支那人敎育の施設に關する建議案の委員に、併せて付託せられむことを希望致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議ないものと認めます、即ち髙橋本吉君の建議を付託したる委員に併せて付託することに決しました、日程第四、七井烏山間敷設輕便鐵道茂木町經由に關する建議案を議題と致します、秋山金也君。

第四　七井烏山間敷設輕便鐵道茂木町經由に關する建議案（渡邊陳平君外四名提出）

七井烏山間敷設輕便鐵道茂木町經由に關する建議案

七井烏山間敷設輕便鐵道茂木町經由に關する建議

七井烏山間敷設の輕便鐵道は茂木町を經由すへし

右建議す

○秋山金也君　本案は極く簡單でありますから、此席から述べます。

○議長（大岡育造君）　宜しうございます。

○秋山金也君　本案は先頃請願委員會に於て採擇になりました所の、眞岡延長線と同様の意味のある所の案でありますから既に諸君が此案の内容の重要なることも御承知でありますから、どうか之に御贊成あらむことを希望致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられむことを望みます。

〔「賛成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ないものと認めます、仍て本案は議長指名九名の委員に付託することに決しました。

○岩崎勲君　日程第五以下に對しては、延會の動議を提出致します。

〔「賛成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議ないものと認めます、仍て延會の動議は成立しました、本日は是にて散會。

午後五時五十五分散會

○大正七年三月二十五日（月曜日）

午後一時十七分開議

議事日程　第二十七號

質問

一　青森驛海陸連絡並に設備に關する質問（工藤卓爾君提出）

二　外國共同居留地域内に於ける取引所設置認可に關する質問（森田茂君外一名提出）

三　對露、對支政策に關する質問（兒玉右二君提出）

四　時局に對應すへき内治外交に關する質問（小西和君提出）

五　關東都督府及南滿洲鐵道株式會社所在地に關する質問（松本誠之君提出）

第一　北海道鐵道完成に關する建議案（中西六三郎君外二名提出）（委員長報告）

第二　北海道拓殖完成に關する建議案（小池仁郎君提出）（委員長報告）

第三　日本體育會國庫補助に關する建議案（江藤哲藏君外十五名提出）（委員長報告）

第四　警察官年功加俸令制定に關する建議案（松本誠之君提出）（委員長報告）

第五　不動產金融改善に關する建議案（小山松壽君外三名提出）（委員長報告）

第六　普通銀行の金融に關する建議案（堀川美哉君外六名提出）（委員長報告）

第七　神戸市内鐵道改良急施に關する建議案（坪田十郎君外一名提出）（委員長報告）

第八　水產教育振興に關する建議案（奥田龜造君外五名提出）（委員長報告）

第九　勞働保險法制定に關する建議案（上村耕作君外一名提出）（委員長報告）

第十　松本鐵道建設に關する建議案（高島順作君外八名提出）（委員長報告）

第十一　金名鐵道敷設に關する建議案（中橋德五郎君外五名提出）（委員長報告）

第十二　衛生行政の中樞機關擴大に關する建議案（金杉英五郎君外十四名提出）（委員長報告）

第十三　（特別報告第百五十三號）筑後川第二次改修工事速成の請願（委員長報告）

第十四　（特別報告第百五十四號）東京灣治水に關する請願外一件（委員長報告）

第十五　（特別報告第百五十七號）國道林設置法制定の請願（委員長報告）

第十六　（特別報告第百五十八號）徵兵採定に關する請願（委員長報告）

第十七　（特別報告第百五十九號）陸軍射擊學校移轉設置に關する請願（委員長報告）

第十八　（特別報告第百六十號）袖川村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第十九　（特別報告第百六十一號）新城村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十　（特別報告第百六十二號）書沼村平林に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十一　（特別報告第百六十三號）上伊集院村に三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十二　（特別報告第百六十四號）野馳村に無集配郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十三　（特別報告第百六十五號）都介野村大字南之庄に無集配三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十四　（特別報告第百六十六號）波根西郵便局集配事務開始の請願（委員長報告）

第二十五　（特別報告第百六十七號）下堅田郵便局に電信事務開始の請願（委員長報告）

第二十六　（特別報告第百六十八號）有福郵便局に集配並電信事務開始の請願（委員長報告）

第二十七　（特別報告第百六十九號）雄郵便局の位置變更並同局に電信事務開始の請願（委員長報告）

第二十八　（特別報告第百七十號）與論島沖永良部島間海底電信敷設の請願（委員長報告）

第二十九　（特別報告第百七十一號）日本海横斷航路急速開始の請願（委員長報告）

第三十　（特別報告第百七十二號）有福村上有福に登記所設置の請願（委員長報告）

第三十一　（特別報告第百七十三號）上富良野村に旭川區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第三十二　（特別報告第百七十四號）八束、川上中和三村中に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第三十三　（特別報告第百七十五號）網走區裁判所に甲號支部設置の請願（委員長報告）

第三十四　（特別報告第百七十六號）商法中改正の請願（委員長報告）

第三十五　（特別報告第百七十七號）十勝監獄移轉に關する請願（委員長報告）

第三十六　（特別報告第百八十號）酒田觀音寺間國有輕便鐵道敷設の請願外一件（委員長報告）

第三十七　（特別報告第百八十一號）本吉郡縱斷輕便鐵道速成の請願（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告を命じます。

〔書記朗讀〕

一　徳島縣郡部選出議員板東勘五郎君死去せり

一　議員より提出せられたる質問主意書左の如し

文部省齒科醫師試驗場附屬療院に關する質問主意書

提出者　田中萬逸君　横山勝太郎君

紙價調節に關する再質問主意書

提出者　小泉又次郎君

蠶絲業に關する質問主意書

提出者　小西和君

一　貴族院は本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

地種變更免租年期に關する法律案（政府提出）

有價證券割賦販賣業法案（政府提出）

狩獵法改正法律案（政府提出）

臺灣銀行法中改正法律案（政府提出）

海軍に於て海軍採炭所の石炭の買入に關する法律案（政府提出）

東京市區改正條例中改正法律案（政府提出）

京都市又は大阪市の市區改正に關し東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を準用し得るの法律案（政府提出）

郡制中改正法律案（本院提出）

一　政府より受領したる答辯書左の如し

大正七年三月二十三日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員植原悦二郎君提出日米間の紳士協約撤廢に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員植原悦二郎君提出日米間の紳士協約撤廢に關する質問に對する答辯書

質問者は所謂日米紳士協約の撤廢を以て人文の發達に寄與し又は兩國の親交を增進するの効果あるものと云ふも政府は所見を異にし目下の處右撤廢の措置を執るの意志を有せす

右及答辯候也

大正七年三月二十三日

外務大臣法學博士子爵本野一郎

大正七年三月二十三日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員櫻井兵五郎君提出對支外交に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員櫻井兵五郎君提出對支外交に關する質問に對する答辯書

一　政府は支那に於て内部の紛爭未た熄ます政局の安定尚期し難きを遺憾とするも從來の方針を一變して支那の政爭に干渉するか如き注意又は警告を發したることなし

イ支那國内紛擾の爲在支那人中不安を感し又は現實に經濟上の損失を蒙りたるものあるは事

實なるも帝國政府にては隨時關係帝國官憲をして支那當局に交渉せしめ又は必要に應して軍艦を派し正當且適法なる範圍内に於て夫々保護又は救濟の手段を講し居れり

ロ帝國政府は從來故らに所謂段派を援助したることなく從て長江沿岸及南支方面に於ける大多數の支那人か我に對して好感を有せすとは信する能はす尤も一部支那人間には或る帝國政府の方針を誤解し若は曲解するもの之なきに非さるも政府は其の公正なる態度を明ならしめむか爲鋭意適當の處置を講しつゝあり

一支那國内紛擾の永續か延て東洋の平和に累するの虞あることは政府に於ても所感を同くし深く考察して之に處するに遺算なからむことを期す

一泰平組合より支那に供給したる兵器は秦皇島に於て責任ある支那陸軍官憲に引渡されたるものなり該武器の保管處分問題に關する奉天督軍と北京政府との關係に至りては帝國政府より之を査明公表すへき限に在らすと信す

一奉天督軍の京楡沿線派兵に關しては在天津各國駐屯軍司令官の決議に依り我司令官先任者として在北京首席公使に移牒し千九百一年北清事變に關する最終議定書を無視したる行動として抗議の手續に出てたり

一日支の文化的結合に付ては政府に於て未た其成案を發表するの期に達せす

右及答辯候也

大正七年三月二十三日

外務大臣法學博士子爵本野一郎

大正七年三月二十四日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員土井權大君提出同盟罷工と職工保護に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員土井權大君提出同盟罷工と職工保護に關する質問に對する答辯書

一同盟罷工の頻發は產業上最も憂ふへきことに屬するを以て政府は之か防止に關し不斷の留意を怠らす

二同盟罷工に關する政策としては事業主と被傭者との間に意志の疎隔なからしむる爲出來得る丈兩者の關係を親密ならしむると共に事業主をして其經濟の許す限り被傭者の康寧福利の爲力を致さしむるに在り其の他の施設に付ては其關係する所極めて廣きを以て愼重調査中に屬す

三及四產業組合の設立及普及は從來政府の最も注意し來りたる所にして組合の目的及必要並經營方法等の講習講話に努め或は產業組合中央會をして組合の理事者たるへき者の養成を爲さしむるか如き皆此の普及を圖らむとするの趣旨に外ならす職工購買組合の設立獎勵に付ても亦之を忽にするものに非す

五及六官役職工の購買組合に關しても相當の注意を爲しつゝあり然れとも今日に於て其の數未た多きに達せさるは蓋し組合に加入すれは相當の出資を必要とすること及職工の異動多きこと等相當困難の事情あるに依る

七商業の中心地に遠かりたる海軍工廠所在地に在りて其の官役職工をして日用品購買組合を組織せしむるか如きは最も有益の事に屬す政府は之か設立獎勵に關し必要の注意を懈らす

右及答辯候也

大正七年三月二十四日

內務大臣男爵後藤新平

海軍大臣加藤友三郎

農商務大臣仲小路廉

大正七年三月二十四日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員陣軍吉君提出朝鮮警務機關の組織に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員陣軍吉君提出朝鮮警務機關の組織に關する質問に對する答辯書

政府は朝鮮の現狀に照し現行警務機關の組織を適當と認むるか故に目下の處之を改定するの意なし

右及答辯候也

大正七年三月二十四日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

陸軍大臣大島健一

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一去二十三日金名鐵道敷設に關する建議案委員會理事補闕選擧の結果左の如し

金名鐵道敷設に關する建議案

理事石原正太郎君(理事古川浩君補闕)

一去二十三日議長に於て選定したる委員左の如し

七井烏山間敷設輕便鐵道茂木町經由に關する建議案

丸山嵯峨一郎君　渡邊祐策君
渡邊陳平君　秋山金也君
高田耘平君　本間三郎君
小池仁郎君　秋田寅之介君
伊東知也君

○工藤善助君　議長。

○議長(大岡育造君)　工藤善助君。

○工藤善助君　信越線碓氷鐵道改良に關する建議案に付きまして是より委員會を開きたう御ざいます、御許を願ひます。

○議長(大岡育造君)　許可を致します。

○工藤善助君　是より委員會を開きます、委員の諸君は委員室に御集りを願ひます。

○法學博士政尾藤吉君　議長。

○議長(大岡育造君)　政尾藤吉君。

○法學博士政尾藤吉君　是より共通法の委員會を開きたう御ざいます、御許を願ひます。

○議長(大岡育造君)　許可致します。

○法學博士政尾藤吉君　委員の諸君は是より委員會室に御集りを願ひます。

○植原悅二郎君　議長。

○議長(大岡育造君)　植原悅二郎君。

○植原悅二郎君　私の質問に對する政府の答辯に對して疑義がありますから、發言を御許願ひます。

○議長(大岡育造君)　まだ議事を開きませぬ。

○野口孝治君　議長。

○議長(大岡育造君)　野口孝治君。

○野口孝治君　是より自動車事故の責任に關する法律案の委員會を開きたう御ざいます、御許可を願ひます。

○議長(大岡育造君)　許可致します。

○野口孝治君　自動車事故の責任に關する法律案の委員諸君は第六委員室に御集りを願ひます。

○議長(大岡育造君)　議員板東勘五郎君、去十六日本院内に發病せられ、療養其効無く遂に二十三日逝去せられました、洵に痛惜哀悼の至に堪へませぬ、例に依り遺族に對し左の弔詞を贈りました。

衆議院は議員從五位勳三等板東勘五郎君の長逝を哀悼し恭しく弔詞を呈す

右報告に及びます、是より會を開きます。

○植原悅二郎君　議長。

○議長(大岡育造君)　植原君何です。

○植原悅二郎君　私の日米間の紳士協約撤廢に關する質問に關し政府の答辯がありました、其答辯に疑義がありますから、一言御許を願ひます。

○議長(大岡育造君)　今日は質問日でありまして、其順序が既に日程に上つて居ります、それより許可致します、青森驛海陸連絡並に設備に關する質問―工藤卓爾君。

(拍手起る)

一　青森驛海陸連絡並設備に關する質問

(工藤卓爾君提出)

青森驛海陸連絡並設備に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月九日

提出者　工藤卓爾

贊成者　戶狩權之助　外三十一人

青森驛海陸連絡並設備に關する質問主意書

青森驛は本州と北海道及樺太間唯一の關門にして海陸連絡の樞要地たるは、世人の認むる所たり故に本州又は北海道の鐵道にして延長若は改善する所あらむか其の設備亦自ら之に伴はさるへからさるや固より言を俟たす今や該驛に於ける滯貨甚しく本州北海道間の輸送實に澁滯を極む是れ固より船舶並貨車の少きに因るへしと雖亦該驛設備の不完全なるに歸すること少からすと信す仍て左の二點に對し答辯を望む

一　海陸連絡の設備は築港と相伴ふて進行せさるへからす然るに今や築港工事は着々進行するに拘らす尙青森驛の改善に著手せさるは如何

二　青森驛は元日本鐵道株式會社と奥羽官線との終點にして兩者不圓滑の間に之を建設し頗る不完全なるを免れす依て速に之か改善を爲さゝるへからさるも今尙之に著手せさるは如何

右及質問候也

〔工藤卓爾君登壇〕

○工藤卓爾君　私の質問は青森驛に於ける海陸連絡並其の設備に關する事件で御ざいますから、一寸之れを聽きまするど、青森地方に於ける一の小さい所の地方問題でなからうかと思ふ方もあるかも知れませぬけれども、それは恐らく皮相の觀察で御ざいまして、少しく仔細に觀察しまするど、其の關係する所は頗る廣く、其の利害の繫る所も亦頗る重大で御ざいまして、詰り我國に於ける所の交通機關の、一大問題と云つても決して過言でなからうかと思ひまする、と申しますることは、實は此青森驛の位置はどう云ふ處に在るかと云ふことを考へて見まするど能く諒解することが出來るのであります、諸君御承知の通り青森驛に於ては、即ち帝國の靈東で御ざいまして、北海道、樺太に對峙し、延て露領浦鹽に對する所の一の關門で御ざいます、故に交通機關の上より見まするど、極めて大切なる所で御ざいまして內地及北海道との鐵道にして、如何に改善を加へましても、如何に延長致しましても、此青森驛に於ける關門の設備にして、之に副はなければ其機能を完うすることは出來ないので御ざいまする、故に內地及北海道の鐵道にして、或は延長し、或は改善を加へますれば、同時に此青森驛に改善も加へなければならぬので御ざいます、然るに今日の青森の狀況は如何であるかと申しますれば、殘念ながら甚だ不完全であると申さなければならぬので御ざいます、論より證據、之を對岸の函館に比較して見まするど云ふと、明瞭に了解する事が出來るので御ざいまする諸君、御承知の通り彼函館に於きましては、海陸連絡と致しましても、如何にも完全で御ざいまして、棧橋等の設備も相當に定まつて居ります、故に貨物の揚卸し、旅客の昇降等に於きましても、非常の便利を得て居りますけれども、青森は之に反對を致しまして、何等海陸の連絡の設備が御ざいませぬ、故に偶々船が青森に著きましてもが、其貨物の揚卸をするに非常の時間を要し、又旅客の昇降に付ましても非常な不便を與へて居るので御ざいまする、併しそれは平日に於て其通りで御ざいまするが、一朝風浪等の起る場合に於きましては、船が青森港に著きましても、殆ど上陸する事が出來ないと云ふやうな有樣であるので御ざいます、斯の如き不便は平時に於ては尙忍ぶ事が出來ますけれども、今日は如何であるかと申しまするど云ふと、殆ど忍ぶ事が出來ないと云ふやうな狀況を呈して居るので御ざいます、即ち青森驛に於ける所の目下の狀況は如何であるかと申しまするど云ふと非常に貨物の停滯を來して居るので御ざいます、折角北海道から青森驛迄運送して來りましたる所の貨物も、青森驛に於て殆ど遮られて之を目的地に達する事が出來ないと云ふやうな、狀況になつて居るので御ざいます、是と同時に內地より北海道に輸送する所の貨物も、辛うじて青森迄輸送し來りましたるものも、之を北海道に運ぶ事が出來ないと云ふやうな狀況になりまして、今日に於きましては、青森驛頭數千噸の滯貨を來して居るので御ざいます、併し此の內地並に北海道よりして送る所の貨物の停滯をして居るのは、猶可なりでありますけれども、それ以上に地方の貨物は困難を極めて居るので御ざいます、それはどう云ふことであるかと申しまするど云ふと、內地及北海道の貨物は、兎に角或驛に於て受理を致したので御ざいまするからして、鐵道としては之を目的地に運ばなければならぬと云ふ事になつて居るので御ざいまする、兎に角受付けた以上は、之を目的地に運ばなければならぬと云ふ所の義務を持つて居りますけれども、其所在地たる所の青森に於きましては、まだ之を受理しないのであるから、成丈其貨物を、受理しないと云ふ所の方針を執つて居るので御ざいまするが故に、青森市に於ける所の——青森縣に於ける所の貨物は、一向に運ぶ事が出來ないと云ふ結果を來して居るので御ざいます、是は其所在地でありながら、一般に不便を感ずるので御ざいまする、青森縣の物產たる所の窯工品は、目下北海道に於て需要の極めて切なるものある場合で御ざいまするが、それにも拘らず殆ど之を受理しない、それは何故かと申しまするど云ふと、唯今申しましたる通り、內地より北海道に送る所の貨物の停滯と、北海道より內地へ運ぶ所の貨物が停滯して居りまして、之をどうして見ても、其目的地に運ばなければならぬのでありまするからして、まだ受理しないものはそれに對する何等の義務が無いので御ざいまするからして、成べく之を受理しないと云ふ方針を執つて居りまするが爲に、青森縣の貨物と云ふものは、一向運ぶ事が出來ないと云ふ、一番困る所の境遇に在るので御ざいまする、而して其原因はどう云ふ所に在るかと申しまするど云ふと、固より船舶の少ないと云ふ事と、貨車の少ないと云ふ事は、一の原因を爲して居るに相違御ざいませぬ、御ざいませぬけれども、それと同時に此青森驛の設備の不完全であると云ふ事も、一つの原因を爲して居るので御ざいます、それは唯今申しましたる如く

〔此時議長大岡育造君退席副議長濱田國松君著席〕

○工藤卓爾君　青森驛にして棧橋の設備がありましたならば、船より此貨物の揚卸するに付きましても非常に便利でありまして、時間と手數を要しないので御ざいまするが、此の棧橋の無い爲めに、船からして荷物を陸揚するに付いて、或は艀「ランチ」等を用ひまするが爲めに、非常な時間と手數を要すると云ふやうな結果、益々澁滯を來すと云ふやうなことになつて居るので御ざいまする、故に青森港に於けるところの海陸連絡の設備の第一と致しましては兎に角此の棧橋を建設しなければならぬと云ふことになつて居るのでございます、故に此の青森港に於けるところの棧橋の問題は多年の希望でございますが、それを今日迄延ばして居るのは、どう云ふことであるかと申しまするど云ふと、當局者をして之を言はしむれば青森港の如き荒海の中にあつては、縱し棧橋を建設致しましても、其用を爲すことは出來ない、即ち船と棧橋と衝突する許りであつて、何等の効用を爲すことは出來ないのである、故に棧橋を築かうと云ふことに付きましては、兎に角築港をして、さうして防波堤を拵へて、其防波堤が出來ると同時に、棧橋を建設しなければならぬと云ふことを云つて居るのでございます、是が爲に築港と云ふものは既に著手を致して居りまして、今や著々として進行致しまして、正に明年度を以て竣成を見んとするの場合に達して居るのでございます、斯の如き次第でありまするに依つて、鐵道院に於きましても最早それと同時に棧橋の建設に著手しなければならぬと思ふて居りまするのに、今日に至る迄何等其著手をしないのであります、而してそれは何故に築港が進行して居るに拘らず、棧橋建設を致さぬかと云ふことを問ふて見まするど、當局者の言ふ所に依りまするど云ふと、青森築港は段々進行して居りまするけれども、其海面は至つて狹い、棧橋を建設することは出來ない、是が爲に棧橋の建設を差控へて居ると云ふことでございまする、併ながら此海面の狹いとか廣いとか云ふことは、決して今日に始まりたる所の問題ではございませぬ、諸君御承知の通り、此築港を建設するに付きましては、港灣調査會と云ふものがありまして、鄭重な調査を遂げ、又港灣調査會で出來ました所は、鐵道院で協議して之を決定するものであらうと思ひます、然らば青森灣の築港內の狹いとか廣いとか云ふことは、固より之を著手する時に於て解つて居らなければならぬ問題であつて、決して今日始まりたる所の問題ではありませぬ、然るに今に及んで築港の防波堤の海面が狹く、致方ない爲に棧橋を差控へられると云ふことは私の了解に苦しむ所でございます、併ながら實際左樣でございますれば、如何に之を非難致しました所が致方はありませぬけれども、若し果して其棧橋が狹ければ狹い丈、何等かの計畫をしなければならぬと思ふて居るのでございます、即ち愈々築港が狹ければ、其築港を擴大するとも、又擴大することが出來ずして棧橋を建設することが出來ませぬければ、別の岩壁に船を橫付けにするやうな計畫をしなければならぬかと思ふのでございます、然るに今日に至る迄、築港內の海面は狹いとか申して居りまするけれども、之を擴張すると云ふ計畫を立てゝ居ると云ふことも聞かない、又棧橋を建設せぬと云ふが、然らば岩壁に船を著ける所の計畫をして居るかと云ふと、是も亦爲して居らぬやうに聞いて居るのでございます、是は私の甚だ了解に苦しむ所でございます、斯の如く不便なる所に於きまして、多年棧橋の計畫を爲し來りましたる所のものが、今日に至つて其齟齬を來しましたなら、それに對する應分の計畫をしなければならぬであらうと思ひまするのに、今日に至る迄何等それ等の計畫を立てゝ居ると云ふことを聞かぬのは、私の了解に苦む所でございます、或は又此築港の擴大と云ふことは、地方の問題で——縣事業の問題であつて、政府は補助してある爲に築港の擴大と云ふことは、地方が動かなければ政府は如何ともすることが出來ないと言ふか知りませぬが、併しそれは一片の理窟でありまして、實際から申しまするど、政府の方が先づ動いて、而して後に地方が之に應ずると云ふやうな狀況になつて居るのでありまする然るに政府は唯今申します通り棧橋の建設にも著手せず、築港の擴大も計畫せず、岩壁に著けると云ふ計畫も立てない、之をどう云ふことにするかと申し

ますると、築港の竣成したる後に於て、徐ろに研究して、計畫を立てる積りであると云ふことを言つて居ると承つて居ります、是は私は甚だ其氣長に驚くのであります、青森港の不便不利と云ふことは、現在見て居る通りでありますのに、之に對する計畫は何も定まらない、何れ築港の竣成したる後に於て、徐ろに研究して、其計畫を立てやうと云ふことになつて居ることを承りますが、是は甚だ呑氣なる話でありまして、私の了解に苦む所であります、即ち第一の問題としては、此海陸連絡の設備は斯の如く氣長にして置く問題であるか、目下の急に迫つて居る問題であるのに、政府が此築港落成の後に於て、徐ろに計畫を立つると云ふことは、私は一向了解に苦む次第でありまするが爲に、斯樣に呑氣に構へると云ふことは、どう云ふ精神であるかと云ふことを問ひたいと思ふのであります、是は海上の設備でありますが、陸上の設備も亦之に劣らないことになつて居るのであります、元青森驛の設備はどう云ふことかと申しまするど、以前停車場を建設しました當時に於ては、日本鐵道會社の終點であつて、同時に又奥羽線たる官線の終點であつたのであります、故に此停車場を建つるにしても、線路を敷設するに致しましても、雙方の協議を經なければならぬのでありますが、當時に於きましては、此官線と日本鐵道會社と云ふものは、頗る不圓滑であつたのであります所謂商賣仇とでも申しませうか、互に讓らぬと云ふ狀況であつて、甚だ不便であつたのでありますが故に、其線路を敷設するに付ても、或は家屋を建つるに付ても、非常に不便であつたので、其不便を忍んで今日の如き建設を致したのであります、故に其線路の敷方の工合などは、非常に不都合に出來て居ると云ふことであります、貨車を其線路に引入れるに付ても、非常に手數を要すると云ふことでありますそれから又構內が非常に狹隘でありますから、貨車が驛に著きましても、貨車より荷物を直に卸すと云ふことが出來ないと云ふことになつて居る、即ち構內が狹くして貨物を置く所もなし、又それを置く所の上屋もない爲に貨車に積んだ荷物を其儘何日も拋つて置くと云ふ狀況であります、故に是等の陸上の設備を改善して、貨車が參ります時は、其出入も自由にし、又構內を廣くして、其貨車より荷物を直に取卸すことが出來るやうになると云ふこと、それ丈貨車を使用する度數を殖すことが出來るのでありますから極めて便利であるのに、今日に至る迄是等の改善をされぬと云ふのは、どう云ふことであるかと云ふのが、第二の私の伺はんと欲する所でありますそれから終りに臨みまして、尙ほ一點質問致して置きたいことがありますが、近頃の問題となつて居りまする所の出兵問題であります、西比利亞出兵と云ふことはどう云ふことになるか、今日に於ては固より逆睹することが出來ないのであります、或は出兵無用と言ひ、或は出兵尙早と言ひ、今日に於きましてはどうなるかと云ふことは分りませぬけれども併ながら外交軍事のことはいつ何時どう云ふ變化を來すかも分らぬのであります、出沒變幻朝夕を計ることが出來ぬやうな狀況であるのであります、故に若し他日出兵致すことになりまするど、此青森驛を使用することになりはせぬかと私は考へて居ります、既往の例を以て見ましても、軍事上に付て之を使用したることは度々あるのであります、諸君御承知の通り、三十七八年樺太征伐の時は、青森を以て策源地として總ての計畫が進んだのであります、又朝鮮に於ける所の守備隊の交迭の場合にも、皆青森を以て出發をして居るのであります、斯の如き例を以て見まするど、若し出兵と云ふことになりまして、而して浦潮に對することになりましたならば、兎に角青森若くは敦賀より出づるより外はないと思ひます然るに今日の現況でさへ、斯の如き不便不利を來して居るのでありますから、一朝出兵の場合に之を使用すると云ふことになつたならば、其混雜不便不都合と云ふことは、如何許りであるであらうかと云ふことを思ひます、頗る私は杞憂に堪へぬのであります、勿論唯今即時出兵と云ふことになりますれば、直ちに改善を行ふと云ふことにしても間に合はぬかも知れませぬが、今日の狀況を以て見れば、其出兵と云ふことも間があるやうに思はれます、然らば今日に於きまして此驛に改善を行ふと云ふことは、頗る國防上から見ても急務なことではなからうかと思ふのであります、斯の如く交通機關の上から觀ても又殖產工業上から觀ても、此驛の改善を圖ると云ふことは極めて必要なるに、政府は前申しました通り頗る緩慢に付して居ると云ふことは、私の了解に苦む所でありますが爲に、今日の時局、殊に目下貨物の停滯して居る所に鑑みまして、速に此驛の改善を行はなければならぬのではないかと云ふことを、政府に向つて質問したいと欲するものであります、私の質問は是丈で極めて簡單でありますが、尙ほ終りに臨みまして、一言申加へて置きたいと思ひますことは、會期も最早明日に迫つて居りますので、私の唯今の質問に致して、或は答辯を與へるの時機が無いかとも思ひまするけれども、前申しまする通り、此驛の設備と云ふことは、決して青森一地方に關する問題でなくして、日本の交通機關の上に於ける重大なる關係を有して居るものでありますが故に、どうか政府に於きましても御勉强下さいまして、明日限りの會期でありますが、會期內に明瞭なる御答辯を與へられんことを切望する次第であります。

○副議長（濱田國松君） 質問第二――森田茂君。

二 外國共同居留地域內に於ける取引所設置認可に關する質問（森田茂君外一名提出）

外國共同居留地域內に於ける取引所設置認可に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月十二日

提出者 森田茂　齋藤隆夫

贊成者 武市彰一 外三十一人

外國共同居留地域內に於ける取引所設置認可に關する質問主意書

大阪市島德藏外十數名は上海外國共同居留地域內に於て株式及商品の賣買を目的とする株式會社上海取引所を新設せむとし既に株式の募集に著手せり之に關し左記各項に付質問を爲す

一 政府又は總領事は外國共同居留地域內に於て株式及商品の賣買を目的とする取引所の設立を認可するの權限ありや如何

二 前顯株式會社上海取引所は政府又は上海總領事に於て之を認可したる事實ありや若は之を認可せむとする意思ありや如何

三 現行取引所法に於ては取引所の設置並監督に關し特に嚴重なる規定を設けたり政府は前顯取引所に對し取引所法其の他帝國の現行法律を以て之か監督を爲し得るものと思考するや又之か監督に關し法規の制定を必要なりと思考するや如何

四 政府は前顯取引所の設立に關し何等之に關知することなく單に總領事に於て之を默認せる事實に過きすとせは之に依て生する各種の問題に付政府は其の責に任するや如何

五 前顯取引所の設置は總領事の默認のみに依て敢て支障なきものとせは今後同一の目的及方法に依り數箇の取引所を設置するものあるも政府は之を默許するの止むなきに至るへしと思考す政府の所見如何

右及質問候也

〔森田茂君登壇〕

○森田茂君 本月十二日を以て提出致しましたる（「もつと高聲に」と呼ぶ者あり）外國居留地域內に於ける取引所設置認可に關する質問書であります、幸に本日は外務次官の御出席がありまする故に、此席に於きまして成べく御答辯を得たいと思ひます、私の質問を致しまする要點は、大阪市島德藏外十名の人が、上海の共同租界に於て、株式及商品の賣買を目的とする株式會社上海取引所なるものを設置すると云ふことに付きまして、五箇條の質問を試みたいと思ふのであります（「長いな」と呼ぶ者あり）それに付きまして、第一の事項は、政府又は總領事なる者に於て、外國の共同居留地卽ち共同租界に於て株式及商品の賣買を目的とする取引所の設置を、認可するの權能があるか否やと云ふことが第一の事實であります、唯今申しまする上海取引所なるものは定款に依りますれば本店を大阪市に置いて、さうして營業の目的とする所のものは、上海に於て有價證券、綿絲棉花等の定期並に直の賣買取引を、所謂仲買人をして爲さしむると云ふことが、營業の目的になつて居るのであります、之を法律的に觀察して見ますれば、成程內地に於て商事會社を拵へると云ふことは、登記なるものは受けられるかも知れない併ながら其目的が內地に於て何等の行爲を爲すにあらずして、上海に於て唯今申すが如き行爲をしやうとするのは、是は寧ろ脫法行爲ではありはしないかと云ふことを、本員は考へるのであります、此點に對しましては、政府が之を許可し若しくは之を其儘に放任することが適當であるや否や、此政府の意見を聽いて見たいと云ふのが第一の點であります、私共の聞く所に依りますれば、大正五年中に於いて山本久顯外十數名の人が、矢張上海に於て東洋信託取引所なるものを設立すると云ふことに付て、農商務

省及外務省に出頭致しまして、其設立の手續及許否に關して、種々の研究を遂げました所が、農商務省に於ても、亦外務省に於ても、それはどうも帝國の法律に依て斯樣な設立を爲すことは出來ない、又斯樣な事を許否する權能はない、斯う云ふ政府の意見であつたと云ふことを承つて居るのであります、それ故に是等の人は、日本の法律に據らずして、是は米國法に據つて施行して、上海に唯今申しまする如き取引所を拵へたと云ふことを聞いて居るのでありますが、現在の當局者と致しましては、此上海取引所の如きものが出來ましても、是は脫法行爲でなく法律上之を許すことの出來るものであると云ふ御見解を持つて居るや否やと云ふことを、此場合に聽きますのは甚だ必要であると考へますので、此點を第一に承ります、第二の事實に付きましては、株式會社上海取引所は其定款に依りますと、仲買人の認可に關して又營業の施行に關することに付きましても矢張是は總領事の認可を得ると云ふことを定款の中に示してあるのでありますが、日本政府又は上海の總領事に於て之を認可したる事實、若くば將來に於て之を認可する御考があるか否や、若し之を認可したる事實があり、若くば將來に於いて之れを認可すると云ふ御考があると致しますれば、是れは帝國法律の如何なるものに準據して、斯の如き事を認可し得られるものであるか否や、又定款に示してありますが如く、或は株式募集の新聞廣告等に依つて見ますると、其の筋の認可を得てあると云ふことを書いてあります、故に既に是れは認可を得て居るかも知れない、さう致しますれば唯今申しまする是の準據する法律の如何と云ふことを、此の場合に於て御示を願ふのは甚だ必要であらうと考へます、殊に上海の共同租界に於ける行政に付きましては、彼地に何でも行政執行委員と云ふやうなものがある、此の行政執行委員なるものと、上海の日本の總領事なるものとの權限の上に於いて、之れを認可するに付いて如何なる交涉があるものであるや、又是れは全く沒交涉のものであるかと云ふことを承つて見たい、又本員の調査する所に依りますれば、明治三十二年法律第七十號の領事館の職務に關する法律なるものを見まするど、其第三條に於いて、領事館の職務に關する權限なるものは明かに規定されて居る、斯の如き上海の取引所の如きものを認可するやうな權限は此法律の中に私は含まれて居らぬやうに考へますが若し領事に於て之を認可し、若くは認可せんとする考であると致しますれば、領事の職務權限外の行爲でありはしないかと考へます、此點に付きましても矢張政府の御意見を承つて見たい、それから第三に於きましては、帝國に於ける取引所法に於ては、其設立及び其監督に關しましては、非常なる嚴重なる規定を致して居るのであります、是は啻に內地に於けるのみならず、或は朝鮮に於ける總督府令、又滿洲等に於ける關東都督府令等に依りましても取引所の設立及び監督に對しましては、非常に嚴重な法律が出來て居るのでありますが、若し唯今申しまするが如き會社が、共同租界に於いて株式取引所に屬しまする、株式取引行爲を爲すと云ふ上に於きまして政府は現行の取引所令を以つて之れを支配し得るものであると御考になつて居るや否や其の外又將來に於きまして、之れを取締りますところの法律になるものを拵へる御考へがあるや否や、是れ等のことに付きましても政府の御考を承つて見たい、さうして唯今申しまする取引所のことに付いて、政府は之れに何等關係する事がなくして、是は全く上海總領事の自分一個の考と致しまして、之を認可したものと致しまするならば、政府は將來之に對しまして生しまする種々の問題に付て、其責任を負ふ御考があるか否や、斯う云ふことを承つて見たいのが即ち第四であります、唯今申しまする如く、取引所の設定及監督に付きまして、非常に嚴重なる法律を拵へまするのは、取引所の業體其物は、勿論必要なものであると致しましても、それに伴うて起る所の弊害なるものも澤山あることでありますが故に、其監督なるもの及び設立等に付きましては、非常に嚴重なる法律が出來て居るのでありますが、斯の如き行爲を唯唯一の領事の權限に委して、さうして之を認可さして不都合の無いと云ふ御考であると致しますれば、是は甚だしき政府の失態であらうと思ふのであります、若し將來其監督を誤りました結果として、其取引所なるものが不都合を致しました場合に於ては、是は國際商業の上に於きましても、由々敷き結果を惹起するであらうと考へます、是等の點に付きまして、政府は如何なる御考を有つて居るか、之を承はつて見たい、第五に承つて見たいと思ひますのが、右の取引所なるものが、唯々領事の權限のみに依つて明かに之を許すことが無くして、唯々內諾とか或は默諾とかと云ふ意味に於て設立をして、而して日本政府が之に對して其領事に伺つて何等の監督も爲さず、又其取引所なるものを其儘に拵へて置いて、さうして不都合のないものであると致しますれば、將來此種の會社が續々起ると云ふ上に於きましては甚だしき又弊害もあらうと思ふ、又一の商事會社を許したものと致しますれば、他に於て設立致しまする所の同種の取引所なるものを、設置させないと云ふことも言へない結果にならうと思ひますが、是等の點に付きましては政府は如何なる御考を有つて居るのであるか、之を承つて見たい、私が此質問を致しますのは、全く此法律上の見地より致しまして即ち行政上の見地より致しまして、斯の如き行爲が出來るか否やと云ふことを聽きます譯であります、故に政府の方に於きましても、どうか此點に付ては最も冷靜に、さうして之を許す、若くは許す御考があると致しますれば、之に準據すべき所の法律は何れであるか、斯う云ふことを明確に御示を願ひたいと思ふのであります、尙ほ政府に於て御覽になつて居ると思ひますが、此株式會社上海取引所の定款第二條を見ますれば、即ち本店を大阪市に置いて、即ち日本の法律に於て商業登記を受けて、さうして營業なるものは全く日本を離れて、上海に於て取引行爲を爲すと云ふことを明かに書いてあるのである、此點も政府に於ては既に御注意になつて居ることであらうと考へます、又第二十三條を見ますれば、仲買人の認可は是は領事の權限にして、即ち領事が之を認可すると云ふことも書いてあります、又第三十一條を見ますれば、全く此營業の施行に關係することに付きましても、其施行方法の如きものは、矢張領事の認可を得ると云ふことが書いてあります、さうして見ますと、どうしても本員其の考へる所に依りますれば、是は上海總領事に於て明かに認可したか、若くは之を內諾したと云ふ事實は明かなりと思ひますので、是等の事は既に政府と致しましては、御覽になつて居らうと思ひますが、是丈參考の爲に申上げて置く次第であります、どうか會期切迫の場合でもありますが故に、此席に於て私は成るべく政府當局の御辯明を聽きたいと思ふ、さうして尙質問の中に於きまして、農商務省に關聯することもありますが、是は農商務省の方の御方が見えて居らぬやうでありますので、外務省の御方に於て若し今迄御交涉になつたやうな事實がありと致しますれば、此御交涉に關して、外務省及農商務省がどう云ふ御考であるかと云ふことを、併せて承はりたいと思ふのであります。

〔拍手起る〕

○副議長（濱田國松君） 幣原政府委員。

〔政府委員幣原喜重郎君登壇〕

○政府委員（幣原喜重郎君） 上海取引所設置認可の件に關しまして、森田君より御質問の趣旨は篤と了承致しました、本件は御承知の如く外務、農商務兩省に跨つて居る問題でありますから、追つて兩大臣より書面を以て詳しく御答辯を申上げることになつて居りますから、左樣御了承を願ひます。

○副議長（濱田國松君） 質問第三、兒玉君。

三 對露對支政策に關する質問（兒玉右二君提出）

對露對支政策に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月十四日

提出者 兒玉右二

贊成者 前川虎造 外二十九人

對露對支政策に關する質問主意書

聯合與國政府と共に「レニン」政府を認めさりし經過と裏面の消息如何

政治地理上の東洋政略に對する對支政策如何

右及質問候也

○津末良介君 先に書記官長迄外務大臣の出席を求めて置きましたが、まだ見えませぬが、本件は重要な問題でありますから……

○副議長（濱田國松君） 外務大臣の出席を要求爲さるのでありますか。

○津末良介君 さうです。

○副議長（濱田國松君） 今御差支がある趣で出席致し兼ねるさうであります。

〔兒玉右二君登壇〕

○兒玉右二君 會期切迫の今日、無用な辯を以て諸君を煩はすに忍びぬものであります、至極簡單に申上げます、私が外務大臣に御尋をして見たいと思ひますることは、出兵の問題や或は外交の機密に亘つて、論議するものでは決してありませぬ、露西亞の

政體が變革をして「ケレンスキー」が急に「レーニン」の政府と代りまして、聯合與國は各々此政府を承認をしなかつたのであります、此承認をしないと云ふことに付ては、吾々は何も異議を唱ふるものではありませぬ、さりながら「レーニン」なる者は親獨派の泰斗である、而して露西亞に於ける親獨派の殆ど代表者であつたのであります、此代表者と獨逸との交渉が如何になるかと云ふことは、殆ど吾々智者を俟たずとも明かなるのであります（笑聲起る）而して其親獨派と交渉を致しました「レーニン」なる者の其結果は——私は智者と言つたのは甚だ可笑しうございましたが、識者を俟たずとも明かなるものであります、此「レーニン」が獨逸と交渉をすることに對して、聯合與國、殊に我外務當局者は如何なる裏面の外交の交渉を執られたか、是は私が國民と共に必ず聽かなければならぬ重大なる問題であらうと思ふ、二十世紀の劈頭に於て、露西亞の外交の上に將に東洋に來らんとする大なる勢力、東洋に攻め來らんとする偉大なる勢力の其眼前に於て「ペテログラード」に於ける列國大使が、東洋の文明に如何なる尊敬を拂つて居るかと云ふことは、重大なる問題であると私は同く信じて居るものであります、故に此「レーニン」に對する表面の承認を與へなかつたと云ふことに付ては、何等の異議を申すものでありませぬけれども、其裏面に於ける外交が、如何なる手段を執られたか、裏面に於ける交渉、裏面に於ける方法等は過去に屬することでありますから、之に付ては吾々は我が政府の外交の狀態を、國民に打明けられんことを、私は外務大臣に向つて切に御尋を致すのであります、其次に起つたことは獨逸の兵は今將に波斯に入らんとして居ります、若し獨逸の軍が波斯に入るとするならば、直ちに波斯と「トルキスタン」の國境の「アッカーバード」に侵入すると云ふことは、軍事專門家の意見であります、其「アッカーバード」へ入つた獨逸の軍は阿富汗斯坦の「ヘラットル」へ直ちに進軍するさうであります是は私は能く知らぬが軍事專門家の意見であります其「ヘラットル」に行つた獨軍は直ちに露國の保護國である「フエカナ」と云ふ國へ參りました、之に若し獨逸の軍が進軍するならば、是より直ちに天山南北路の道を通つて、一は伊犁新疆に進軍し、一は外蒙古を襲ふのである、黄色人種の存亡は正に眼前に迫つて居ります、私共東洋の雄を以て誇る日東帝國の運命も、是に由て危急存亡であることを深く感ずるものでありますが、而して爰に至つて想ひ起す事は、千八百九十八年の十一月の八日に「ダマスクス」に於ける「サラジン」墓前の祈り、彼の有名なる「サラジン」の祭日に於て、獨逸の皇帝は祈禱をして申しますには、回々教「マホメット」教の信徒を率ゐて吾々は永遠の平和の祈りを神に捧げなければならぬと云ふ獨逸皇帝の祈禱があります、私共は此に至つて、獨逸皇帝の、敵人ながら實に雄大なる英雄である事を深く感じます、此天山の通路は諸君御承知の成吉汗が攻略の道であります、又回々教の通つて來た道であります、支那の國家には七千萬人の回々教の信者があります、此信者に對する獨逸皇帝の宗教上の一種の信念を以て人心を收攬する、其結果は東洋の結束に於ける——東洋の平和に於ける著しき現象を早晩來すべき事と本員は深く信じて居るものであります、私は斯の如き攻略が將に行はれんとし、獨逸皇帝一世の雄を以て此攻略に當るとするならば、吾々日東帝國の男子たる者、決して晏如たる事は出來ぬのであります、斯の如き時に於て大英雄たり大見識ある外交家を要する事は、是は言はずとも明かな事である、此點に於て外務大臣は政治地理學上の侵略、宗教に於ける人心を差配して、特に攻め來らんとする獨逸の侵略に對しては、如何なる對支政策を以て御在になるか、謹んで伺ひたいのであります、當に支那の國情を見るならば……

〔此時副議長濱田國松君退席議長大岡育造君著席〕

○兒玉右二君　南とか北とか云ふ此南北の議論は今日は閑却すべき時代となつたのであります、諸君と共に此事は諸君の教を受けて、私は度々此壇上に諸君の御演說及御質問を聽いて常に敬意を表して居りますが、願くは兵窮め武瀆すと云ふ支那人の其言葉は、明かに支那の平和的の支那國民である、又立法の基礎を定めず、司法權と行政權とが混同をして居ると云ふのが支那の現狀であります、支那の國情は文德同化と云ふ事を支那國家の大方針として、個人は富貴利達と云ふことを大方針として居る所の其支那人に對して、唯々官僚的の對支外交は、私共今日甚だ不安に堪へぬ所の一人であります、吾々は今日の此時局に對して、此天山の嶮路より伊犁、新疆の路より進軍せんとする獨逸の兵、獨逸の人心的攻略政治地理學上の攻略に對して、而も權威ある支那の南北調和、日支同化の方針となるべき、對支外交に對する賢明なる外務大臣の御答辯を要求して、此壇を降るものであります。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　日程審議の都合に依り、質問の第四第五に對して議事延期の動議を提出致します。

〔「贊成」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　延期の動議に御異議がありませぬか——異議なしと認めます、仍て質問は是にて延期に決定します、日程第一第二は同一委員に付託したる議案なるに依り、一括議題となすに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ第一、北海道鐵道完成に關する建議案、第二北海道拓殖完成に關する建議案を議題と致します、委員長井上角五郎君の報告を求めます。

第一　北海道鐵道完成に關する建議案（中西六三郎君外二名提出）（委員長報告）

第二　北海道拓殖完成に關する建議案（小池仁郎君提出）（委員長報告）

〔井上角五郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○井上角五郎君　北海道鐵道完成に關する建議案外一件の委員會の經過並に結果を報告致します、北海道鐵道完成に關する建議案は、委員會に於て修正可決致しました、外一件は之を否決致しました、元來北海道に於ける鐵道の架設は、非常に急を要するものであると私共は認めました、軍事上に於て經濟上に於て、一日も忽にすべからざることを吾々は認めたものであります、所が從來の經驗に依りますのに臺灣とか朝鮮とかは特別會計でございまして、自ら拓殖に必要なる鐵道が架設せられて居ります、北海道に至つては本州四國九州などと同一に、鐵道院の管轄の下に置れまして、甚だ拓殖上鐵道の架設を必要とするに拘らず、特別に之が延長を計畫するの途がございませぬ、此故に大正五年に於きまして、北海道拓殖事業計畫を改訂致しますに當りまして、北海道の拓殖費中より鐵道敷設費利子支出金と云ふ一項を設けまして、北海道拓殖費の中から三百十五萬の金を割いて之を鐵道院に納付し、鐵道院は之を鐵道特別會計に繰入れまして公債を募集し、之に依つて鐵道を敷くと云ふ新例を開きました、是れは即ち大正五年に於いて初めて設けたる制度であります、然るに左樣に、致して見ましても、北海道の鐵道は中々十分なる發達を見ることはございませぬ、即ち現在に於きましては大正七年度から十五年迄九箇年間に約四百二十一哩を建設すると云ふことになつて居ります、九年間に四百二十一哩の建設をしたのでは、迚も北海道の鐵道をして完成せしむると云ふことは出來ないと云ふので、即ち此建議案が、中西君其他の人々より出た所以である、委員會は之を受取りまして、何とかして北海道の鐵道を大に延長するの方法を講じて見たいと思ひます、種々の調査をし種々の研究を重ねました末、玆に北海道の自然增收なるものが大に增加して居ると云ふ事を發見致しました、此事は諸君が御定めになつた法律であるから爰に明瞭に申上げることは要しませぬが、要するに北海道で得られる所の租稅、北海道で得られる所の總ての國庫の收入は、之を北海道計畫に用ひやうと云ふので、年々の北海道拓殖事業計畫と云ふものが出來て居ります、所が最近北海道の拓殖が大に進步致しまして、其自然增收なるものが甚しく增加した其增加したるものは既に參考書に明瞭に載つて居るが如く、五百九十八萬圓と云ふものが——大正五年に定めた以後、六年七年と云ふ此二箇年間に五百九十八萬圓と云ふ自然增收が出來て居ります、故に吾々は此自然增收を北海道で使つて差支ないものである、自然增收が出來たのであるから、此自然增收を種にして、之に依つて公債を募り、之に依つて鐵道を建設すると云ふ考を以ちまして、即ち玆に建議案を作りまして、大正十五年迄九箇年間に四百二十一哩を架設する筈であるのを、更に一年延長して大正十六年迄、十箇年間に四百二十一哩の外、尙ほ五百四哩を延長すると云ふ建議案を作りました、其建議案の本文、殊に數字が澤山ございますから其數字は參考書として玆に諸君の御手許に配付致して置きました、私は此場合に此參考書を全部朗讀するの煩を避けて、速記錄に載せることを希望致して置きます斯樣に北海道には自然增收が約五百萬圓以上ある要するに此自然增收なるものを鐵道公債の利子に充て

てからに、十年間に五百四哩を架するとすれば、一哩七萬圓として五百四哩で三千五百二十八萬圓、此利子は即ち六百萬圓そこそこで足りるのであるから鐵道院に於てそれを受取つて、其利子に依つて公債を募り、其公債に依つて鐵道を建設するに於て、何等差支ないことであらうと云ふ考を有ちまして、特に起草委員を置きましてございます、起草委員には中西六三郎君、東武君、吉田三郎右衛門君の三氏を起草委員に致しまして、起草をして出したものが、即ち唯今申上げたる建議案並に其參考書でございます、之れに依りますれば今後北海道に於きましては年々約五哩宛の鐵道が延長せられ、其百哩宛の鐵道は無論鐵道院の手で延長を致しまするけれども、北海道から其元利を支拂ふのであるから、何等鐵道院の經濟には迷惑を與へることなく、即ち本州四國九州の鐵道に差障りを生ぜずして、北海道の鐵道は自然と出來ると云ふ結果になります、斯樣にして起草委員の起草したるものを以て、委員會は更に調査を重ね、先づ道廳長官の意見を聽きました所が、道廳長官に於ては是丈の自然増收のあることは、確實である、且つ斯樣にして鐵道を延長して貰ふと云ふことは、北海道拓殖の上に必要なる事であると云ふことを、道廳の長官が說明を致しました、更に鐵道院の政府委員に之を以て質しました所が、此位なことならば先づ引受けて年々敷設することが出來やうと思ひます、北海道鐵道は之を敷設すれば相當な利益もあるし、鐵道院に於ては北海道鐵道の敷設は必要と認めて居りますから、斯樣に建議せられた丈は、大概引受けて出來やうと思ひますが、尙ほ鐵道特別會計に餘裕があれば、此外にも鐵道を延長致したいと思つて居ります、斯う云ふのが鐵道院の答であります、更に轉じて大藏省の政府委員の意見を聽きました所が、大藏省の政府委員は曰く、現在に於て自然増收の幾許かあると云ふことは認めて居ります、尙ほ此上にどの位な自然増收があるかと云ふことは自分の方でも調査をしなければ確實に申上げることは出來ませぬが、苟も自然増收のある以上は、內務其他より相當の計畫を以て交渉をせらるゝ場合に方つては、大藏省は本建議案の趣旨に成るべく適ふやうに致したいと思つて居ります、斯う云ふのが大藏省の政府委員の答でございます、要するに本建議案の如く、大正十六年に至る迄に約九百二十五哩の鐵道が出來、即ち現在やつて居るもの、並に今後のものと共に九百二十五哩の鐵道が出來る、更に二、三百哩の鐵道が出來ましたならば、恐らくは北海道は一先づ鐵道は完成したと言へるのであつて、要するに十年の後更に五年七年を經たならば、北海道の鐵道は完成して、昔の所謂北門の鎖鑰は其時に於て完全に、又一つの北門の寶庫となることも出來るであらうと思ひます、是が本建議案の大體の趣意でございまして、倂て其架ける所の線路はどう云ふのであるか、現在架けて居る線路は御承知の通り、根室線宗谷線、名寄線、天鹽線、増毛線、倶知安喜茂別間並に拓殖線路が五線、新たに架する所の五百四哩の線路は如何なる線路であるかと云ふことは、委員會に於ても議論のあつたことでございまするし、或は諸君中にも御尋があるであらうと思ひますが、之に付きましては政府當局に於ても見る所があるし、又委員會に於いても夫々自ら考へる所もございましたのであるが、どの線路を前きにする、どの線路を後にすると云ふことは、之を當局の提案に一任して、其敷設する前に當つて、當局が線路を選定して之を議會に出し、議會が之に協賛を與へて定めると云ふ方法にしたいと云ふことの意見を以て、特に線路は此處に掲げて居りませぬ、此段は倂せて申上げて諸君の御承知を願つて置きます、どうか北海道拓殖の發達の上に、重大なる建議案と心得るのであるから諸君の御贊成あらんことを希望致します、今一件は小池仁郎君より提出せられたる北海道拓殖完成に關する建議案と云ふのでございまして、是は委員會は一人を除くの外、多數に於て否決致しました、其否決の理由と云ふものは、委員が殆ど悉く反對せられたのであつて、委員の述べらるゝ所は區々になつて居りまして、一口にどの樣なる理由を以て否決せられたと申上げることは出來ませぬが、唯今申上げた通りに、北海道には自然増收がある、其自然増收を年々百萬圓宛支出するとして、今後九箇年間支出すれば五百四哩の鐵道を新に敷くことが出來ると云ふ丈の、約六百萬圓位の自然増收は、唯今明瞭に既に現れて居る、今後果して自然増收が小池君の言ふが如く、戰後と雖も如何なる場合と雖も、其通りに多額に有り得るや否や甚だ明瞭致しませぬ、幸にさう云ふやうに多額にあれば此上も無い仕合であるが、萬々夫丈のものが無けらねば致方の無いことでありますから、自然増收の金高の明瞭に分つて居る丈のものを以て、鐵道の建設を爲し、此鐵道を増加して北海道の鐵道を完成し、尙ほ其上に餘が有るならば其他のものに及ぶが宜からうと云ふことは、委員會も認めて居るのであるが、未だ甚だ明瞭ならざる數字を引當に、斯樣なる希望を爲すと云ふことは穩當でなからうと云ふのが、即ち此案に對しまする私の意見でございまして、要するに否決せられたのは色々の意見が起つて居りますが、否決になりましてございます、此段御報告を致します（拍手起る）

〔參照〕

北海道鐵道完成に關する建議案參考書

北海道の開拓は今猶其の半途に在りと雖大正六年度の生產總額は既に三億圓に達せり乃ち更に拓殖を促進して其の產額を倍蓰し依て以て國家の財政經濟に資するは洵に目下の急務なりとす而して拓殖の業は鐵道の敷設を以て最も捷徑と爲し現に臺灣朝鮮の如きは特別會計を利用して大に力を鐵道に注き其の成績頗る看るへきものあるに拘らす北海道は鐵道院の管下に在りて全國一般の計畫に制せられ鐵道敷設の遲々たるを遺憾とし大正五年北海道拓殖事業計畫を改訂するに當り拓殖費を割きて鐵道公債利子支出金を鐵道特別會計に繰入るるの特例を定め以て拓殖鐵道の速成を圖りたるは機宜の措置たるを認むと雖拓殖費の豫算尠なきか爲其の支出金及延長哩數は未た北海道に於ける目下の趨勢に適應するに足らす

參考

第一表　拓殖鐵道公債利子現在支出金

年度	金額
大正六年	二六、一三五円
同　七年	一〇一、七五〇
同　八年	二〇六、二五〇
同　九年	三〇八、〇〇〇
同　十年	三九六、九七九
同十一年	四四四、七〇八
同十二年	四五五、七〇八
同十三年	四四七、四二一
同十四年	四〇六、一三三
同十五年	三六六、一四一
合　計	三、一五九、二二五

第二表　現在鐵道建設年度割概略（即ち第一表の支出に依て改訂せられたる現在の計畫）

年度	根室線 宗谷線 名寄線	天鹽線 増毛線	倶知安 喜茂別間	拓殖線路 五線	計
大正七年	五〇哩				五〇哩
同　八年	五〇	一〇哩	一五哩		七五
同　九年	五〇	一一			六一
同　十年	四〇	一五			五五
同十一年		三		二〇哩	二三
同十二年		三		二〇	二三
同十三年		三		四〇	四三
同十四年		三		四〇	四三
同十五年		三			三

然るに大正五年改訂の拓殖費財源豫定表を取りて之を實際の計算と對比するときは自然増收は意外の激増を示し大正四年度より大正七年度迄に於て大正六年度を除くも猶金五百九拾八萬餘圓の剩餘あるを見る

參考

第三表　大正五年改訂拓殖財源豫定表と實際計算との比較

豫定表	實際	豫定より増加額
豫定表五官衙歳入増加額 一、三九五、〇〇〇円	大正七年度提出豫算金額 四、四五〇、〇〇〇円	三、〇五五、〇〇〇円
豫定表大正四年度決算剩餘を七年度に繰入るへき剩餘 七五〇、〇〇〇円	決算剩餘實額 九一〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円
豫定表大正五年度決算剩餘を八年度に繰入るへき剩餘 三六八、〇〇〇円	決算剩餘實額 三、一四一、〇二三円	二、七七三、〇二三円
	計	五、九八八、〇二三

元來拓殖地の收入は成るへく之を拓殖の經費に充當して拓殖事業の完成を速了せしむるを以て國家財政上の得策なりしと北海道拓殖事業計畫亦其の趣旨に出りて自然増收を加算するの方式を採りたるものなれは政府は自然増收か將來も猶能く好況を持續して縱令現時の多額を支へさるも豫定表に比して必然著しき超過あるへき確信を得たるに於

ては須らく各般施設の足らさるものを追加して拓殖の完成を期せさるへからす而して特に鐵道に付ては最も急設を要すること叙上の如くなるを以て既定計畫の外に五百四哩を增加し大正九年度より大正十六年度迄八箇年間に之を建設し終らむことを望む

參考

第四表　鐵道建設年度割增加計畫

年度	增加年度割	現計畫年度割	合計
大正七年		五〇哩	五〇哩
同八年		七五	七五
同九年	三九哩	六一	一〇〇
同十年	四五	五五	一〇〇
同十一年	六八	三二	一〇〇
同十二年	六八	三二	一〇〇
同十三年	四八	五二	一〇〇
同十四年	四八	五二	一〇〇
同十五年	八八	一二	一〇〇
同十六年	一〇〇		一〇〇
計	五〇四	四二一	九二五

右增加建設に要する鐵道公債は平均一哩金七萬圓として總計金參千五百貳拾八萬圓此の利子は大正八年度より大正十五年度迄八箇年度間の總額約金六百六拾七萬餘圓なりとす

參考

第五表　拓殖費より鐵道公債利子支辨繰入れ年度割

年度	公債募集高	募集年度利子半箇年分	同上年度利子支拂總額
大正八年	二、七三〇、〇〇〇円	七五、〇七五円	七五、〇七五円
同九年	三、一五〇、〇〇〇	八六、六二五	二三六、七七五
同十年	四、七六〇、〇〇〇	一三〇、九〇〇	四五四、三〇〇
同十一年	四、七六〇、〇〇〇	一三〇、九〇〇	七一六、一〇〇
同十二年	三、三六〇、〇〇〇	九二、四〇〇	九三九、四〇〇
同十三年	三、三六〇、〇〇〇	九二、四〇〇	一、一二四、二〇〇
同十四年	六、一六〇、〇〇〇	一六九、四〇〇	一、三八六、〇〇〇
同十五年	七、〇〇〇、〇〇〇	一九二、五〇〇	一、七四七、九〇〇
計	三五、二八〇、〇〇〇		六、六七九、七五〇

右の利子は北海道拓殖事業計畫財源自然增收中既に剩餘となりたるもののみを充當して概ね支辨し得へきを以て前例に傚ひ拓殖費中より年次之を鐵道特別會計に繰入ることと爲すも財政上何等支障なかるへきを認む

○議長(大岡育造君)　此御報告に付きましては、日程の第一には別に通告もありませぬが、第二に付きましては賛否の通告があります、先づ反對の通告より――樋口君。

〔樋口秀雄君登壇〕

〔拍手起る〕

○樋口秀雄君　私は唯今委員長の御報告になりました第一の鐵道完成案に對しては、全然賛成を致す者でありまするが、不幸にして日程第二に上つて居りまする拓殖完成案の否決と云ふ事に付て、委員長の報告に反對して原案を支持したいと思ふのであります、唯今委員長から御述になりました此拓殖完成案の、反對の理由と云ふものを伺つて見ますると云ふと、甚だ薄弱なる御意見である、理由は區々であるから述べられぬと仰しやるのでありまするが、實は御述になることが出來まいと思ふ、(「のう〳〵」と呼ふ者あり)私は不幸にして當日他の重要なる委員會に列つて居りました爲に、否決の當時の事は存じませぬけれども、其當時の模樣等を伺ひまするると、其特別委員會として之を否決せられたる形式に於ても何でも殆ど物になつて居らぬのである、唯今井上委員長は不確定なる收入であるから、是は餘が有れば使つても宜いけれども、餘が無かつたならばそれを今此處で建議するのは、甚だ面白くないと云ふことを御述になつて居る、併ながら唯今の鐵道完成案に付きましては、委員長の御報告になりましたのは少しく年度か違ふと思ひまするが、北海道に於て此拓殖案の改訂を致しまして以來、大正四年度の決算剩餘額に於て百十二萬圓の過剩があるのであります又此五年度の決算に於きましては、是の約二倍八分致します所の三百二十餘萬圓の剩餘が有る、更に大正六年度の決算の概算に於きましては、未だ餘すこと數日でありますから確定ではありませぬけれども責任有る當局の言明に依りましても、四百二十萬圓と云ふ決算上の剩餘が有るのであります、之を通計致しまするると、八百五十六萬圓以上の此決算上に於ける剩餘が三箇年間に生じて居る、是は北海道拓殖案の爲には非常に喜ぶべき事で、此拓殖案改訂の際に、吾々が多少の疑懼心を持つて此改訂案に賛成致しました所が、幸にして豫期以上の成績を得ました事は是は北海道民の爲にも、將又國家の爲にも、御同慶に存ずる所でございます、然るに此八百五十六萬圓の剩餘が三箇年間にありまするると云ふと、一箇年平均に於ては二百八十萬圓以上の剩餘を生ずる筈であります、さうして此事實は不確定と云ふ御報告でありましたが、此鐵道案の委員會の際に、而も井上委員長からして、之を當局俵長官に尋ねられました所が、必ず此八百五十六萬圓と云ふ剩餘に付ては疑がない、尙續いて明年度以降に於ても此平均額二百八十萬圓に讓らざる自然增收のあることは、確定して居ると云ふ答辯を與へられて居ります、此確信の下に此鐵道案を同じく立てられたので、若し此決算が終了をしないからと云ふことを以つて申されるならば、鐵道を五百四哩延ばす爲に要する所の三千五百萬圓以上の經費に對しても、利子支出の方法として六百七十九萬圓、約六百八十萬圓の經費が要るのでありますが、未だ決定にならぬものは當てにならぬと言はれるならば、此算盤も當てにならぬ、當てにならざることは彼も一なり、是も一なり、同樣である、唯々併ながら百萬圓と百五十萬圓と云ふ少額と多額との差はありまするが、決算の終了しないと云ふ事を以て見るならば同じ事である、若又此責任ある道長官の證明する所、即ち將來に於て一箇年平均二百八十萬圓と行かないまでも、此二割減位の剩餘が誤らず有るのであらうと云ふ、此言明を當てにするならば、即ち大正五年度に於て北海道拓殖案改訂の際にも、同じく此言明の下に吾々賛成をして居る、同じ程度を以てせられたならば、此小池君提出の北海道拓殖完成案に對して、諸君が同樣に雅量を以て御賛成あつても差支ない事であらうと思ふ(拍手起る)況や是は法律案ではない建議案でございます、此建議案は出來得られる範圍に於てして貰ひたいと云ふ議院の希望に過ぎない、必ず斯うしなければならぬと云ふ、法律上の責任を當局者に嫁する譯でも何でもない、然るに唯々鐵道完成案に於ては、兩年度五百萬圓許りの既定の剩餘金を當てにし、尙ほ將來約百八十萬圓を當てにして居る、是は宜いが道長官が言明して居る、即ち將來年々約二百萬圓の剩餘が有ると云ふ事が當てにならぬと云ふ御議論と云ふものは、私は甚だ受取れない御議論であると思ふ、して見ると此拓殖案に御反對になつた諸君は、當日如何なる御議論があつたか速記録が未だ配付になりませぬから、詳細には存じませぬが、委員長―此委員會を代表せらるゝ所の委員長の御報告に依て見まするに、甚だ理由無き否決に過ぎぬと私は思ふ、況や當日此提出者たる小池君からして政府の意見を求めやうとしたが、是も御許にならぬ、又政府當局即ち道長官の之れに對する意見も御求にならぬ併ながら私が其前に於て非公式に道長官の意見を求めました所が、二百萬圓以上の剩餘は必ず續いて出來る、少なくとも此戰時狀態が續く間は、間違なく出來ると云ふやうな確信を有つて居られる、然らば之に付ても道長官の責任ある言明を求められて何が不都合があるか、而も道長官の政府當局の意見を求めることをも否認なされ、加之此反對の御意見のあつた方に、提出者の小池君が質問しやうと思つたら質問も封じて仕舞つた、何の御意味で質問を封じられたか分らぬ、虛心坦懷此の北海道の爲めに圖つて此北海道拓殖と云ふ大事業を完成せしむる御誠意かあつたならば、此反對意見に對する質問を御許しになつて差支ない筈である、是も許されて居らぬ、甚だ立憲治下の衆議院に於ける特別委員會としては、其權能を濫用したものと私は思ふ、さうして直ちに討議に入つて之を否決して仕舞はれたが、依て其反對理由はと御尋ねすると、區々であつたから言はない恐らく是は仰しやる事が出來ないだらうと思ふ(拍手起る)私は平生何れの問題に付ても、各黨各派を問はず、此國家の重大問題に關しましては、常に同一の步調を執つて進みたいと云ふことは私の念頭にある、それ故に如何なる議案に於きましても、常に出來る丈の讓步を致して、各黨の諸君の御意見を容れ、之に賛成するに吝ならざる態度を執つて居る、然るに今回の爲され方に付ては、私甚だ訝しい事がある、敢て政友會の諸君の御態度を疑ふものではありませぬが、結果から見まするると甚だ訝しい、此委員會に於ける北海拓殖完成案の御反對の形式も訝しいが、どうやら今回の北海道に對する問題が甚だ訝しい事のみある、私は更に其意味が分らぬ、一例を申しまするると、東君の御提出になりました元屯田兵の救濟法律案と云ふものが出て居る、出まして後に政府から自ら救濟するから、どうか委員會を延ばして呉れと云ふ、何時まで經つても開かれない、既に政府から提出された豫算が通過された今日、其委員

會の結末が著いて居らぬ、此尻切蜻蛉の委員會と云ふものは、私は未だ曾て先例を知らぬ、明日或は午前でも御開きになつて、午後に日程變更で、岩崎君を煩して本會の議に御上しになる御積りか知らぬが甚だ要領を得ぬのみならず、其案の如きも、是は前回の議會に於て全院一致を以て賛成した案であつたそれ故に斯の如き問題に對しては、別に黨派も何も問ふに及ばない北海道に御關係の諸君は、全部名を連ねて御提出あるべき筈であるのに、如何なる理由か忖度は致しませぬが、前回最も熱心に御盡力になつた政友會の中西君の如きも御提出者になつて居らぬ、甚だ訝しい事と思ふ、是が爲めに各派の委員諸君の間に多少の疑惑を招いたと云ふ事も事實でありますが、私は其目的さへ貫徹すればそれは問はぬ――問はぬのでありますけれども、斯の如き問題は各派の協調と云ふ事は極めて議院内の美德として、私は推奬して見たいと思ふのでありまするが、不幸にして今回は此反對の結果を見た、況や東君が御提出の案は、前回本院を全員一致を以て通過したと仰しやるが、それは嘘である、通過したのは提出の案ではなく、其案は中西君と私共の修正案に依て、之を修正を加へられて通過したのである、其修正を拔きにして原案の儘是が前回の議會で以て全院一致を以て通過したと云ふ御說明であつた、是は例に引く一例でありますが、不幸にして東君は其當時の議會に御出になりませなかつたから、決して東君の御手拔りを攻撃する譯ではないが、斯う云ふ事も成るべく虚心坦懷、北海道の議員諸君であつたならば、北海道の爲に御圖りを願ひたいと思ふのであるけれども此拓殖案の完成に於ても、餘裕があるからやつても宜からうが、まだ不確定であるから反對するとありますが、小心なる政府――殊に有力なる政友會諸君の御反對に遇へば、自分の根本政策たる豫算でも何でも滅茶々々にしてしまふ、自分の研究に研究を重ねたと稱する法律案を撤回すると云ふやうな、さう云ふ小心なる政府は、此の御反對の意見に依て恐らく手も足も出まいと思ふ、將來やるまいと思ひます、して見まするど、此北海道拓殖完成案に依て、利澤を蒙むる岩内とか増毛とか、稚内とか根室とか云ふ地方は――北海道の諸地方は、遺憾ながら此手續未完成の否決に依りまして、將來に於て殆ど希望を達することが出來ない、此道民の希望が不法とは敢て申しませぬが、手續を怠つた所の否決に依て、將來の希望が水泡に歸したと云ふことを、私は第一に此提出者たる中西君の爲に惜み、政友會の體面の爲に惜み併せて道民の其苦痛に對して深甚の同情を寄する次第であります、之を以て私が本案に對して遺憾ながら反對の意見を申述べた次第であります、願くば此委員會に於ける一事は姑く措いて、諸君が虚心坦懷、殊に北海道の諸君は、此道民の休戚に關する問題、況や根室、宗谷、増毛、稚内と云ふが如き、諸君と最も御關係の深い地方の利害休戚に關する問題でありますから、改過遷善に吝ならずして、速に此案を復活爲されむことを希望致す次第であります（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　中西六三郎君。

〔中西六三郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○中西六三郎君　本員は日程第二に付きましても、委員長の報告に賛成の意見でござりまするが、唯今樋口君より反對の意見を種々開陳されましたに付て一言其誤れる事を辯明致して置きたいと思ふ、元來吾々が此鐵道の速成の建議を致しまする豫備行爲と致しまして、色々同志の間に研究をして、先づ得ました建議の案の内容は、其實小池君の如き廣いものではないが、或程度まで鐵道以外に港灣其他の事柄も含蓄したものを起草したことがあるのである、然るに色々と考慮を致しまして、結局他のものを省いて、此鐵道丈の建議案に致したのでござりまして、吾々と雖も北海道を思ふ事は素より小池君の後へにあらないのであつて、又北海道の人々の喜びを買ふと云ふ意味に於ても、故らに反對をする理由は無いのであるに拘らず、一度思付きながら、吾々が筆を執つて、段々案の内容を約めて、專ら鐵道にのみ致したと云ふ事には、深き理由があるのでござりまする、樋口君は幸に此案の委員で居られましたから、若し最終の委員會に御出席になりましたらば、概ね吾々の用意致しました事は御了解下さる機會があつたらうと思ふが、不幸にして其時は御出席にならない、併ながら提出者の小池君は當に御出席になつて居りましたが爲に、私は此點に對して用意を致しました事柄を詳しく述べて、極めて善意に小池君の了解を求めたのでござりまするからして、私が其當時に於て信じて居りました所に依れば、小池君も矢張吾々と同樣に、北海道の事に熱心に盡力さるゝ方であるが故に、吾々の此用意を善意を以て御了解下されて、釋然として此結果に御滿足爲された事であらうと信じて居りました所が、圖らずも今日小池君よりは承らぬが、同志の樋口君が大分に平かならざる御演說がござりまして、私は甚だ意外に感ずる、何故吾々が段々取詰めて、鐵道許りの建議案に致したかと云ふに付ては、北海道の開拓の計畫に付ての重要なる歷史的關係があるのである、諸君の御記憶にもございませうが、唯今の北海道の計畫は國庫から出す金は二百五十萬圓と限度をして、それ以上の金は漸次自然増收の有りやうに依て増減すると云ふ事になつて居ります、是は先に河島長官の時に此種の案を立てゝ或期間經驗をしたのであつて、時代が甚だ不景氣の時に遭遇致しまして、豫期したる自然増收を得なかつた年が大分長く續きました、是が爲に當初河島君が計畫した事業は、繰延に繰延を加へられて、殆ど計畫の實質を失つたやうな悲境に遭遇した事がありましたが爲に、吾々――小池君も同樣ですが、斯う云ふ不定なる動搖し易き自然増收を財源に、北海道の開拓の基礎を立てると云ふ事は宜しくない、どの途國庫が負擔するのであるからして、寧ろ確定の數字を以て將來に繼續の計畫にして、貰ひたいと云ふ事を、道會多數の希望として建議した時代があつたのであります、吾々は殆ど其意見が實現せむかと迄期待した時に於て、端無く時代の景氣が一變致しまして、非常に有望なる前途を看取したのである、是が爲に內務省の當局に於ても、今の道廳長官に於ても、既往の經過はさうもあつたらうが、是から先きの見込は甚だ有望であるから、折角伸縮自由なる此自然増收的計畫を、此見越の有望なる時に壞すと云ふ事は遺憾であるから、矢張前案の如く自然増收に依て將來の計畫を開始して見たい、斯う云ふ意見であります、吾々も亦其時に臨みましては如何にも將來相當に望みが繋がるのでありますから斯う云ふ時に當つて強て前說を支持する事は、稍々羹に懲りて膾を吹く嫌があるから、前設の固執はせずして昨年の改定の時に於て、矢張自然増收を基礎とする擴張案に賛成を致したのである、併ながら吾吾が既に實驗した如く、此戰時非常の場合に當りまして現はれる非常な數字は、實にどの程度迄を將來の力と見て宜いかと云ふ事は、甚だ決定に苦しむのである、御手許に差上げて置きました參考書等を御覽下さると直に分るのでありますが、既往の自然増收の數字は、大正四年度には十六萬圓豫定より超過して居ります、自然増收が豫て豫定されたる數額より十六萬圓超えて居る、然るに其翌年の大正五年に當りまして、忽ち是が二百七十七萬と云ふ數字の膨脹を致して居る、それから又本年の豫算に依りまして、此の増收を見ると云ふと、三百五萬圓と云ふ増額になつて居る、此大正四年より前の大正三年度は如何あつたかと云ふと、豫定の數字より増收が不足であるが爲に北海道の經營の金は却つて國庫から借越しになつて居る、大正三年には不足で借越をして大正四年には漸く十五萬圓超過致し、それから翌年に二百七十七萬圓、それから此七年度に於て三百五萬、斯う云ふ激増を爲して居るのでありますから、六年七年の此數字を見れば、如何にも吾々飛立つやうには思ひますけれども、唯々一二年前に溯つて見ると實に心細い話である、然るに此六年七年の數字は、果してそれは將來何箇年繼續するかと云ふことは、大なる疑問である、一朝各般の狀態が變化がありまして、經濟關係に異動があると云ふ事になると此數字が又如何に激變するかと云ふ事が、到底今日に於て吾々が豫め推定する事が六ケ敷いのであります、斯樣なる場合に當りまして、又再び今日の膨脹せる數字に迷うて、さうして將來に向つての計畫を立てると云ふ事になれば、取も直さず往年吾々が非常に憂慮致しました如き苦勞が遠からず到來せざるを保しないのである、併ながら他の半面から言へば先づ取れさうにあるならば計畫は膨脹さして置いて取れなければ又其時の事にすると云ふ說もございましたが、凡そ斯う云ふ事業計畫は膨脹せるものを以て臨みました以上は、民間の責任ある企業家は之を標準として皆用意を致します――仕事の用意を致すのである、然るに其仕事の用意をして居るのに繰延べ繰延べて事業が進行しませぬ事になると云ふと、偶々却て極く責任ある眞面目な企業家が非常に打擊を受けて、非常に氣の毒のことになりますから足りない時に又どうにかならうではないかと云ふやうな其時の模樣に隨ふと云ふが如き責任の伴はない案を立てると云ふ事は吾々全く今日迄の實驗の上に懲りて居る、斯樣な意味合でありますから色々深く考へまして、矢張吾々が建議として提出致しました事は

將來如何なる變化があつても、必ず責任を帶びて實行し得ると云ふ、最も强き可能的の限度に致して置きたい、其可能的の限度に致すとするには、矢張唯今大藏省の懐に剩餘金として殘つて居る丈の金に依て計畫を立てゝ見たい、此建議案の五百餘哩の建設費に其利子を振向けると云ふのは、御手許に差上げてある參考書にあります通り、六百六十七萬圓である、然るに大正七年度迄に於て、既に大藏省の懐に殘つて居るのは六年度を除きましても五百九十九萬殆ど六百萬圓である、之に六年度の分はまだ數字が現れませぬから省いてあります、尠くとも二百萬圓からありませうから、さすれば今現に大藏省の懐に八百萬圓以上の金が殘つて居る此現存して居る金を以て鐵道を敷いて貰ひたい、是ならば將來如何樣の變化があつても、決して此事業は何等打擊を被らないと云ふことが言へるのである、此等の點を考慮致しまして、先づ今年は現在有する所の大藏省の剩餘金の範圍內に於て、必然將來責任を帶びて實行し得る丈の事業計畫に制限を致して置いて、而して小池君が希望せらるゝ如く、將來尙引續いて此景氣が見られるか、若しくは多少の變化があつても、亦昔の如き少數に減らさずして、應分の增加を長く將來に繼續し得ると云ふ事の目安が立ちました時に於ては政府當局は宜しく小池君の言はるゝ如き意味合に於て、鐵道以外の北海道の事業を更に進めて貰ひたいと云ふ事を、此建議の參考書の重なる理由の內容に書いて置きまして、確に吾々が現實的實行を要望する建議の中から省いたのであります、此建議は御覽の通り、次年度に於て政府が案を具して、相當の計畫を立てゝ貰ひたいと云ふ實行的建議でございますから、此建議の緊張味を十分に維持するが爲に、態と小池君の言はるゝが如き將來に亘る廣き意味合のものを、差控えて居りましたのでありまするが故に委員會に於きまして本員は詳かに其理由を說いて小池君の了解を望み、斯樣な次第であるから來年若くは再來年、一兩年今後の經過を見て、將來に繼續すべき自然增收の最少限度はどの位に見積れば大差あるまいと云ふ事の强き信念を得た時に於て此建議を試みやうではないか、勿論今日に於て實施されて居る計畫案なるものがあるのであるから、來年度再來年度に是非とも小池君の言はるゝ內容に著手せにやならないと云ふ切迫の理由に伴つて居るのではない小池君の言はるゝものが假令容れられても、其港灣の計畫其他の計畫が唯今實行して居る、計畫に伴ふて、將來計上されるものであるが故に、差急ぐ事でないから一兩年の經過は見送りたいと云ふことを吳々も小池君に話をして、北海道の事を能く了解して居る小池君であるから、吾々も此最も責任ある用意は十分に小池君は御了解下されて居る筈と思つて居つたのに、今日尙ほ斯の如く反對に出て、而も樋口君の口に依て何等か吾々が殊更小池案に向つて虐遇をしたかの如き口吻を承はるに依ては實に啞然たらざるを得ないのである、苟も北海道の爲めに利益を圖る案であります、何故に吾々が此案を殊更傷けませうか、左樣な事は決して申しませぬ若し左樣な厭を言ふならば私一言言うて見る、來年是非とも差懸つてせにやならないと云ふ切迫せる內容にあらざるものに對して、吾々が是程の理由を盡して說いて居るにも拘らず、懸離れて別に斯の如き案を出して、目的は惡いことでないから、法律案の如くに實行を要望するのではないと思ふ、良い事はやつて置いたら宜いではないかと云ふやうな、不緊張なる意味合の建議ならば、殆ど私は是は北海道民の耳を善ばす——世間では所謂御土產的建議案と同種になつて仕舞ふのである（拍手起る）本員等は如何なる議會に於ても、此壇上に御土產として不信實なる建議を試みやうと云ふやうな浮いたる所存は、今日も將來も如何なる時に於ても持たぬのでありますから、此邊の事は能く御了解下されまして、諸君に於かれても唯今申上げた事情が篤と御了解になれば、樋口君の反對を取消し、全院一致を以て、此善意ある處置に御同意下さることを切に希望致します。

○岩崎勳君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎君。

○岩崎勳君　討論終結の動議を提出致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　討論終結の動議が出ました、之が先決問題でありますから、先づ之れより採らなければならぬのであります——討論終結に同意の諸君の起立を求めます。

起立者　多數

○議長（大岡育造君）　多數、仍て討論は終結になりました、決を採ります、日程第一、北海道鐵道完成に關する建議案は、委員長報告通り御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無きものと認めます、仍て可決致しました、第二北海道拓殖完成に關する建議案、是は否決の報告であります、委員長報告に反對の諸君の起立を求めます。

起立者　少數

○議長（大岡育造君）　少數であります、委員長報告の通り決しました——日程第三、日本體育會國庫補助に關する建議案を議案と致します、委員長熊谷直太君報告を求めます。

第三　日本體育會國庫補助に關する建議案（江藤哲藏君外十五名提出）（委員長報告）

〔熊谷直太君登壇〕

〔拍手起る〕

○熊谷直太君　茲に議題になつて居りまする日本體育會國庫補助に關する建議案の、委員會の經過及結果を御報告致したいと思ひます、委員會は三回開きまして提出者に其理由を求め、政府委員にも意見を徵したのであります、其結果滿場一致を以て可決に相成つたのでありまするが、元來此案は各黨各派より其有志の提出に係るものでありまして、此案の趣旨は提出者たる所の江藤君より、此壇上に於て皆さんに精しく報告に相成つて居りまするからして、私は茲に煩雜を避けまして之を省略して置きます、政府委員の意見には一體體育會は明治十二三年頃よりして、斯の道には非常なる貢獻あるものである、即ち體育教員千五百有餘人を此學校より出して居る、其功勞と云ふものは僅少でない、此種の學校に對しては須らく補助をやつて、其發達を期すべきが相當である、又現今に於きまして體育に關する所の學校が甚だ少ない、即ち體育教員を養成する所の學校は高等師範學校、女子高等師範學校及武德會の二三種の學校に過ぎないのでありまして、其卒業生と云ふものが年に僅か百人を出でぬのである、此の百人の卒業生を以てしては、日本の體育教員を養成するには餘りに貧弱である、日本帝國臣民の體育を向上せしめんには、より以上の澤山の學校の設備を要するのが相當であると言ふのが、政府委員の意見であります、併し唯々一點此日本體育會に付きましては、負債の整理と云ふことが十分に出來て居らぬ、此負債の整理さへ出來さへすれば、何時に於ても保護を與へるが相當であると云ふ意見であります、委員會は此日本體育會の負債の現狀に付て十分研究を致し考慮を致しまして、此負債の整理は見込あるものとしまして滿場一致を以て可決した次第であります、滿場の諸君も希くは滿場一致を以て此案を可決あらんことを希望致します（拍手起る）

○岩崎勳君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎君。

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、即ち原案を可決せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　委員長報告の通り御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無きものと認めます、仍て委員長報告の通りに可決致しました。

○林毅陸君　一寸議事進行に關聯して一言御許を願ひたい。

○議長（大岡育造君）　どう云ふ事でありますか。

○林毅陸君　議長に一寸御尋を致しますが、帝國の外交の情況に付て、外務大臣が或は議會に報告さるゝと云ふことが新聞に傳へられて居りますが、今日か或は明日か、時を定めて報告をする所の順序になつて居るのでありますか、議長に伺ひたい。

○議長（大岡育造君）　それは議事進行としては甚だ突然でありますが、序ながら多分明日であらうと云ふことを私は申し得るのであります——日程第四……

○林毅陸君　希望を一寸申上げて置きます……

○議長（大岡育造君）　日程第四、警察官年功加俸令制定に關する建議案を議題と致します。

第四　警察官年功加俸令制定に關する建議案（松本誠之君提出）（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　委員長不在、委員中の申合に依て恒松隆慶君の御報告を求めます。

〔恒松隆慶君登壇〕

○恒松隆慶君　委員長理事不在の時は不肖が代理して報告すると云ふことの申合になつて居りますから此場合私より御報告申上げますが、會期も切迫して居る今日でありますから、極めて簡單に申述べます此建議案は松本誠之君の提出でありまして、同君は熱心に委員會に於て詳細に御說明をせられました、又委員に於ても警察官の薄給で職務は極めて複雜で

極めて劇忙で、又其の働は最も機敏を要するものでありますが故に、相當の慰安を與へ、優遇を與へてさうして勤續せしめたいと云ふことが即ち此案の根本主義でございます、其主意には委員會一同が素より同感でありますが、能く又審査を進めて見まするど、本案の如く警察官に年功加俸を實施すると云ふことになりますと、何分にも警部以下巡査などを合せますと八萬一千七百三十人の多數になります、之に對しましては少くとも四五十萬圓の地方費を增加することになるのであります、吾々議員と致しましては、又餘り地方費の負擔の增加すると云ふことは是亦一考をせなければならぬと云ふ有樣でございます、又政府に於きましても警視廳其他との權衡上、此主意には同感であるけれども、直ちに之に同意すると云ふこともはつきり言ひ兼ねて居るやうでございます、故に吾々に於きましても審査の結果玆に修正を致しました、先づ此題に於きまして「警察官年功加俸令制定に關する建議案」と云ふのを「警察官優遇に關する建議案」と改めました、又建議文中の「政府は」と云ふ字の下の「速に年功加俸」の文字を削除致しまして其「政府は」の下に「之に對し相當」の六文字を加へる事に修正致しました、で現在國庫からの下渡金の步合を取調べて見まするに、東京府は十分の四でありまして、又其他の府縣は六分の一であります、然るに又大正七年度から東京府は十の六と云ふことの豫定になつて居りまして、既に豫算が兩院を通過して確定になつて居るのでありますそれで斯う云ふ有樣であるから、今後地方に於ても出來る丈國庫の下渡金の步合を增加致されて、相當の待遇の途を開かれると云ふ主意にしたが宜からうと云ふので相當の待遇を與へると云ふ闊い意味に修正致したのであります、政府に於きましても斯樣な修正になつた以上は、十分攻究して出來る限り、警察官の多數が安心をして、さうして勤續するやうな途を開きたいと云ふことでありまして、委員會は全會一致を以て之を可決致しました、大體右樣の次第でございます、殊に松本君が熱心な問題でございます、どうか諸君に於ても全會一致を以て御同情あらんことを、添えて申して置きます。

○岩崎勳君　本案は委員長代理恒松君報告の通り、即ち委員會に於て修正議決の通り、可決せられんことを希望致します。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長の修正報告に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て委員會修正決議の通りに可決致しました、日程第五第六は一括議題となすに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、一括議題と致します、即ち第五、不動產金融改善に關する建議案、第六、普通銀行の金融に關する建議案を議題と致します。

第五　不動產金融改善に關する建議案（小山松壽君外三名提出）（委員長報告）

第六　普通銀行の金融に關する建議案（堀川美哉君外六名提出）（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　委員長氣賀勘重君、報告を求めます。

〔法學博士氣賀勘重君登壇〕

○法學博士氣賀勘重君　簡單に委員會の經過を御報告申上げます、此二案は名稱は違ふて居りますけれども、其趣意は孰れも同一であります、即ち地方金融改善の爲めに、勸業銀行及農工銀行より普通銀行並に貯蓄銀行の不動產抵當資金に對して、融通の途を開くやうな方法を講ぜられたい、斯う云ふ極く簡單の趣意であります、それで極く簡單ではありますが事が銀行系統の問題に關するので、種々なる疑義もありました、問題は中々大きな問題のやうに見受けられたのであります、さう云ふ譯でありますから委員會を開くことも多うございまして、前後五回、而して毎會四時間五時間の長きに亙つて、提案者暗に政府委員に對して質問をせられたのであります、段々質問を進むるに至りまして、此案の趣意は單に普通銀行並に貯蓄銀行の不動產擔保貸付に對する融通と云ふこと丈でありますけれども、それ丈ではない、其外に於ても尙ほ地方金融の爲めに必要な途がなるならば、十分に之を攻究せられたいと云ふやうな趣意であると云ふことが段々分りましたのであります、其結果五回目の委員會に於きましては、暫く休會を致しまして、各派より夫々委員を出しまして懇談會を開きました、其結果得ましたのが諸君の御手許に廻しました此修正案であります、詰り案は二つになつて居りますけれども、目的は一つである、殊に其外にも途があるならば、地方金融の爲めに尙其途を講ぜられたいと云ふ趣意であるから、其標題を「地方金融改善に關する建議」と改めまして、それから本文をば

政府は地方金融改善の目的を以て特殊銀行の機能を發揮するに努め且產業組合を督勵して低利資金の普及を計ると同時に不動產金融に對して日本勸業銀行及農工銀行と普通銀行及貯蓄銀行との聯絡を取る爲適當の施設を講すへし右建議す

斯う云ふ成案を得ましたのであります、此成案に於て唯々此の日本勸業銀行及農工銀行と、普通銀行及貯蓄銀行との聯絡を取る爲めと云ふ、聯絡と云ふ意味に付て、此意味は聯絡の方法も色々あらう、但し元提出された二案に含ませてある所の不動產擔保貸付の途も、其主なる一つであります、其他に或は勸業農工兩行の代理貸付と云ふ途もあります、其他にも聯絡の方法があるであらうから、有ゆる方法は最も望む所である、唯々目下の狀況に於ては、單に從來行はれた產業組合との金融の聯絡では不十分であるから、普通銀行を經由して、此不動產擔保金融の途も十分に開くことが必要であると云ふ、斯う云ふ意味を含めまして此案を作つた次第であります此意味に於て成案を委員會の議に掛けました所が滿場一人の異議なく可決された次第であります、どうぞ本會に於ても十分に御審議あらむことを希望致します

〔拍手起る〕

○恒松隆慶君　本案は全會一致を以て可決せられむことを望みます。

〔「贊成」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　此兩案を併合して一案となし地方金融改善に關する建議として御報告になりました、其報告に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、依て委員長報告の通り可決したることを宣告致します、日程第七、神戸市內鐵道改良急施に關する建議案を議題と致します、委員長廣岡宇一郎君の報告を求めます。

第七　神戸市內鐵道改良急施に關する建議案（坪田十郎君外二名提出）（委員長報告）

〔廣岡宇一郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○廣岡宇一郎君　神戸市內鐵道改良急施に關する建議案、委員會の終始の顚末を御報告致します本案の內容は明治七年神戸市が僅に一萬五六千の人口を有する時代に於て、建設したる現在神戸市を縱貫致して居る鐵道は今日神戸市が五十六萬餘の人口を有する現在に於て、運輸交通の上に重大なる危險と阻礙を來すものでありまするが故に、之が改良を急速に實施せられむことを要求するにあるのであります、委員會の多數は神戸市の人口の增加、商業の進步、貿易の發達、其他現在に於ける有ゆる事情に鑑みまして此建議の頗る適切なる事を認めて、政府の意嚮を確めたる所、政府亦甚だ其必要を認めて、既に之が調査に著手を致して居るのであります、未だ鐵道院の院議は確定致しませぬけれども、若し院議が確定致しますれば、京都神戸間鐵道改良費を以て、直ちに之が改良に著手すると云ふにあるのであります而して鐵道院の計畫を致して居る改良の方法はどうであるかと云ふこと、鐵道院は現在の鐵道を現在の線路に於いて、之れを高架にせんとする計畫らしいのであります、然らば其高架の樣式はどうであるかと云ふこと、未だ何等決定した所がないのでありまず、此に於て委員全體は高架の樣式を決定をせずして、更に調査の必要があるならば、進んで或は地下鐵道にするの利害如何、又線路に於ては之を海岸線とするか、若くは山の手線とするの利害如何、是等を併せて十分なる調査を遂げて、以て速に工事を實施せられむことの希望を政府に致しました、政府亦此意を諒と致しました、斯の如くにして委員會は全會一致を以て可決した次第であります、此段御報告を致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、可決せられむことを希望致します。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長の報告通り御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て

本建議案は委員長報告の通り可決致しました、日程第八、水産教育振興に關する建議案を議題と致します委員長廣瀨鎭之君の報告を求めます。

第八　水産教育振興に關する建議案（奥田鎭浩君外五名提出）（委員長報告）

〔廣瀨鎭之君登壇〕

〔拍手起る〕

○廣瀨鎭之君　本案は委員會を開きまして、愼重審議を致しましたのでございます、前後二回開きましたが、其成案としまして得たるものがございますので、之を諮りました、之を唯今讀上げますからどうぞ御聽取を願ひます。

一帝國大學農科大學水産學科の經費を增加し研究上一層の便宜を與ふると共に其内容を肅新して人材の養成に努むること

一水産講習所及東北帝國大學農科大學水産學科卒業生を帝國大學農科大學水産學科に入學せしむること

一水産教育振興の一策として政府は年々五名乃至十名を程度とし水産專攻の留學生を海外に派遣して學理を研究せしむること

一各府縣の水産試驗場を廢し樞要の地に數箇所の國立水産試驗場を設置すること

一水産講習所を專ら技術研究の機關とし此方針の下に現行制度を改善すること

一實業補習學校に於て水産思想涵養の方法を講すること

一小學校國定教科書中水産に關する部分は誤謬多し政府は之か改訂を實行すること

是丈の案を種々審議致しまして、至極是は尤な案であらうからと云ふので委員會に於ては滿場一致可決致したのでございます、是は教育の振興を圖ると共に、是丈の事を政府に希望條項として申述べまして將來此方針を以てやつて戴きたいと云ふ事に一致致しましたのでございます、政府も之に對しては至極尤もな案であるが故に、順次之に適ふやうに出來ない事は兎も角、出來得られる事丈は致したいと云ふ御言葉でございました、さう云ふ事で滿場一致、委員會は之を可決致しましたのでございます、どうぞ願くば本會に於ても可決せられむことを望みます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、可決せられむことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　委員長報告に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ可決したることを宣告致します。

○岩崎勳君　日程第九は委員長の都合に依り議事延期の動議を提出致します。

○議長（大岡育造君）　延期に御異議ありませぬか—御異議なければ延期に決しました、日程第十、松本鐵道建設に關する建議案を議題と致します、委員長高島順作君、報告を求めます。

第十　松本鐵道建設に關する建議案（高島順作君外八名提出）（委員長報告）

〔高島順作君登壇〕

〔拍手起る〕

○高島順作君　委員會の經過並に結果を御紹介致します、委員會は會議を開くこと三回、政府委員の出席を求めまして、提出者より説明を致しました、政府と致しましては、本鐵道の必要は認められて居りますが、經費の都合上急に施行することは六ケ敷いと云ふことでありました、委員會は愼重審議致しまして、最も此鐵道は急切なる鐵道として、一致を以て可決したのであります、其主もなる點は此地方に御承知の蓮華鑛山の開拓、小谷大森林の開發、並に信越線補助、中央東線西線と連絡上最も必要なる鐵道として、政府は四十一議會に是が計畫を立てられて提案せられたしとの希望を以て可決したのであります、而して此參考書として最も古く此鐵道が計畫された所の書類がありますから、議長の許可を得て速記に載せることに致したいと思ひます、どうぞ御贊成下さるやうに願ひたいのであります。

〔參照〕

北信鐵道敷設趣意書

第一　本鐵道敷設の位地

北信鐵道線路は其一端を官設鐵道信越線の終點たる新潟縣直江津町に起し同縣糸魚川町を經、富山縣富山市に到りて官設豫定線たる北陸鐵道線路に聯絡するの一線（此延長七十五哩四分の三）及本線を糸魚川町に分岐し長野縣大町を經、同縣松本町に到りて官設豫定線たる中央聯絡鐵道線路に接續するの一線（此延長六十哩二分の一）より成るものにして其總延長百三十六哩四分の一なり

第二　本鐵道敷設の目的

本鐵道敷設の目的は之を直接にしては
北陸線と北越線を聯絡して北陸全道の振起に資するに兼て
北陸道の要部と東山道の要部とを聯絡し官設豫定線たる中央鐵道線路と相待て北陸東山東海の三大道を横貫し以て本州中部の隆興に便し
之を間接にしては
一線は北部の最近線に據りて奥羽諸州と關西諸州の媒介に居り
一線は中部の最捷路を占めて北陸諸州と關東諸州の接續に當り
彼此相應して運輸交通の利便を完成せむとするにあり

第三　本鐵道敷設の必要

往年鐵道敷設法の制定せらるゝや我國鐵道の大方針玆に立定する所あり特に其第一著手として奥羽線及北陸線の敷設を決したるは從來本州南部の方面のみに偏したる交通機關の發達を漸次北部の方面に及ほさんとするものにして開明の利器を全國に均霑するの主義に於て最も喜ふへきことなれとも一方には北陸線の敷設を敦賀に起して富山に止め一方には北越線の敷設を直江津に起して新發田に止め（北越線は私設鐵道會社に敷設の許可を與へらるゝに至れり）獨り直江津富山間のみを第一期敷設の豫定線中に除かれたるは
聯絡分つへからさる北陸一帶の大系脈を中途に斷絶するものにして
蓋し缺點の小ならさるものなり故に北陸及北越線の敷設成りたる後に於ても中斷されたる直江津富山間は來往共に海に危險の航路を侵すにあらすんは陸に山河の難路に據らさるへからすして最も密著を要すへき雙互の關係特に疎隔し北陸全道の交通上著大の障碍を來すへき其趣は
恰も東海道鐵道にして靜岡乃至名古屋間を中斷したるに類し
其不便、其不利、頗る夥しきや知るへし
加之、加能越の諸州より東京横濱其他關東地方に對する交通の關係は直江津富山間の鐵道にして成功せさる間は
北陸線より敦賀線を經て東海道鐵道に據るの大迂廻をなす乎又は
海路を航して直江津より信越線に乘するの不便を經さるへからすして
二途、之を何れにするも決して些少の不利に止まらす特に貨物の種類によりては（米穀の如き其著しきものとす）
陸に鐵道の全通せさる爲遠く海路の津輕海峽迂廻して東京灣より上陸するものあり實に本州の半部を一週するものにして其幾十倍の迂路に出るや知るへからす
如斯の事態豈日新開明の今日に於て能く堪へ得へきことならむや
且夫れ更に眼を轉して他日北陸線の延長成功し奥羽線との聯絡成りて奥羽諸州と關西諸州の交通は北越線より北陸線を經て敦賀線（又は京都地方）に出るの最近線路を採るへき時に想ひ至れは
本線は實に其中間に介在して奥羽と關西を聯絡するの最要地位に立たさるへからす
是を以て直江津富山間の鐵道は
北陸及北越の兩線を聯結して北陸全道の交通機關を完成するに於て至要たるのみならす
北陸諸州と關東諸州を密接するに於ても
奥羽諸州と關西諸州を聯絡するに於ても
共に必要缺くべからざるの重要線路たり
若し夫れ糸魚川松本間の線路に至りては更に特殊の必要あり蓋し今の所謂中央線なるものにして八王子より甲信兩州を經過し名古屋に於て東海道鐵道に接續するのみなりとせば此れ唯
東京名古屋間を東海道の海岸に由らすして東山道の山間を經ると云ふに過きすして
其効益は東海道鐵道の兵略上の缺點を補ふと共に甲斐國と信濃國の南部とに運輸の利便を供するに止まり他に顯著なる利能あらじ然れども若し
此線路の要部より北陸道の要部に通するの道を得ん乎此れ實に北陸東山東海の三大道を横貫するものにして普く本州中部の重要地を聯絡するに兼て南（太平洋）北（日本海）の海運と内地の陸運とを順應せしめ本州全般の交通上に絶大の便益を生すへし
於玆乎中央線の敷設愈々其効益を增すべく北陸北越の兩線亦益々効用を加ふべし而して今此聯絡の通路に當るものを求むるに信越鐵道を篠ノ井に分

岐し松本を經て中央線に接續する所謂中央聯絡豫定線なるものは此目的を達するに於て稍々効なきにあらざれども其北陸道の接續點は直江津なるを以て單に北越線と中央線の聯絡に止まり利の北陸線に及ぶものなし然るに

直江津富山間なる糸魚川より松本に到りて中央聯絡豫定線に接續する線路は恰も北陸及北越線の中部に在りて而かも中央線の中部に聯絡するものなるが故に北陸東山東海の三大道横貫に於ける最近線路たるのみならず北陸諸州と關東諸州の聯路に於ては特に無比の最捷路となり北越線と中央線の接續にも亦最近の線路たり

然らば則ち糸魚川松本間鐵道の成功は中央線の効益の爲にも北陸及北越線の効用の爲にも所謂九仭の功に於ける一簣にして

直江津富山間の鐵道と相持して至重至要の線路たるや知るべきなり

第四　本鐵道敷設の効用

本鐵道は以上の如き必要に起因せるが故に其敷設の上に於て

先づ此最大必要を充すへき種々の効用あるへきは言を待たす

而して熟ら本鐵道の形勢を案ずるに

其位置方さに北陸北越の兩線と中央線の中間に立ち其右手は北越線に連りて羽越線より奧羽線に通し其左手は北陸線に接して敦賀線及北陸山陰聯絡豫定線に聯し更に其右足は中央線の八王子線に結ひて東京に及び其左足は中央線の木曾線に續きて名古屋に達し加ふるに其右側は中央聯絡豫定線を介して信越線に合し左右前後悉く重要幹線に聯接して實に鐵道大系脈の要部に當り優に國家の大幹線たるへき地歩を占有せり

されば其効用の著大なるべきは推想するに容易なるべしと雖ども試に其一二を數ふれば

北陸諸州と東京其他關東諸州の交通に於て本線最捷路たること

は蓋し少からざるの効益を擧げ得べし則ち左表に就て見よ

北陸諸州と關東諸州の距離比較

	富山東京間	金澤東京間	福井東京間
東海道鐵道	四三八哩、三三鎖	四〇〇哩、五四鎖	三五三哩、三一鎖
信越線	二五五、七〇	二九三、四八	三四〇、七一
北信線	二四三、三一	二八一、〇九	三三八、三三
北信線の東海道線に對する距離短縮利益	一九五、〇二	一一九、四五	一四、七五

故に本鐵道線路の富山直江津間を經て信越線より東京に達するときは東海道鐵道に乘ずるに比して富山地方に在ては百八十二哩、十六鎖の距離を短縮するを得金澤地方に在ては百七哩二十鎖の短縮を得福井地方に在ては十二哩五十鎖の短縮を得るなり而して更に富山直江津間を糸魚川に分れて松本より中央線を經て東京に達するときに信越線を經過するに比し各々尚ほ十二哩二十五鎖の短縮を得るが上に信越線の碓氷嶺に於ける「アプト」式設計區間を經るが如き困難なきを以て其利益特に著しきものあるべし故に本鐵道敷設の上は北陸諸州と關東諸州の交通は一に本線に據るに至りかの幾十萬石を以て數ふべき莫大なる北陸輸出米が海路に本州の半部を一週して東京灣に上陸するが如き大不經濟の顯象を絶滅すべく加能越諸州に無比の特産として知られたる陶、銅、漆器類、日本海沿岸地方に於ける海産物、及信州地方に於ける蠶絲業、木材、鑛物類等の發達更に刮目して其進歩を見得べきなり

次に奧羽諸州と關西諸州の交通に於て本線方面の最近線路たること

亦多大の利便を生ずべし則ち左表を見よ

奧羽諸州と關西諸州の距離比較

	米澤福島間	福島新橋間	新橋米原間	合計
日本鐵道及東海道鐵道	三六、哩	一八三哩、〇九鎖	二七四哩、三二鎖	四九三哩、四一鎖

	羽越線	北越線	北信線	北陸線	敦賀米原間	合計
羽越、北越北信、北陸線	七一哩	八六哩	七五哩、六〇鎖	一二五哩、五七鎖	三〇哩、二三鎖	三八八哩、六〇鎖
北信線方面の距離短縮利益						一〇四哩、六一鎖

故に米澤（羽前國）より米原（近江國にして敦賀線と東海道線の合する所）に達せんには羽越、北越、北信、北陸等の諸線に據ること現在の日本鐵道會社線及東海道鐵道に乘ずるよりは百〇四哩六十一鎖の距離を短縮するの利益あり且更に

福島（岩代國にして東北線と奧羽線の合する處）より米原に達するにも

日本鐵道會社線及東海道鐵道に乘ずれば其哩程四百六十六哩四十一鎖なれとも本線の方面に據るときは四百十三哩六十鎖にして五十二哩六十一鎖の距離短縮を得べきを以て

東北全州と關西諸州の交通に於ても本線方面の最近線路たるの利あるは明白なる事實なり

（若し目下計畫中なりと云ふ京北鐵道にして成功する時は其敦賀京都間の距離五十四哩五十九鎖となり敦賀線を米原に出て京都に達する七十五哩六十九鎖に比すれは二十一哩十鎖の短縮を得へきを以て本線方面に據るときは日本鐵道會社線及東海道鐵道に乘ずるに比して米澤よりするものは百二十五哩七十一鎖の短縮を得、福島よりするものは七十三哩七十一鎖の短縮を得て更に一層の利益あるへし）

而して古來日本海沿岸地方の開明か如何に關西諸州と密著の關係を有するやを察し特に奧羽地方と關西地方との來往頻繁なるの事實に觀は此距離短縮の變互の交通上に與ふるの利便は豫測に餘るもののあるへし

且又北越線と中央線の聯絡に於ても本線は最捷路たるの利を有す

則ち左表を見よ

北越線と中央線の聯絡距離比較

	松本篠井間	篠井直江津間	合計
中央聯絡豫定線	松本糸魚川間 四一哩、二〇鎖	糸魚川直江津間 五一哩、五三鎖	九二哩、七三鎖
北信鐵道線	六〇哩、四〇鎖	二四哩、六〇鎖	八五哩、二〇鎖
北信線の距離短縮利益			七、五三

故に北越線と中央線の聯絡に於て本線は中央聯絡豫定線に比して其距離に七哩五十一鎖を短縮するの利益あり特に中央聯絡線には巨大の隧道あるのみならず最急勾配の箇所甚た多きに反し本線は概して緩勾配に止まれるを以て此點に於ても更に一層の効益を見るへし

又

本州中部の大都會たる名古屋市と奧羽諸州との聯絡線としても本線の利益夥多たるものあり

則ち左表を見よ

	米澤名古屋間	福島名古屋間
日本鐵道會社線及東海道鐵道線	四四三哩、三八鎖	四一七哩、三八鎖
羽越、北越、北信、北陸線	三五九、五五	三八五、五五
北信線方面の距離短縮利益	八三、六三	三一、六三

本鐵道の効用如斯くそれ多し況んや他日柴比刺亞鐵道の成功に對し我か日本海沿岸一帶の地特に北陸諸州か經濟上に軍事上に百端の經營又は警備を要し前途益々繁榮を增して其交通に頻繁を加ふること

今日の東海道筋に多く讓らさるの趨勢を來すへきを想ふときは

本鐵道の敷設は最も其急要を感すへく其効益の愈々出て愈々顯著たるへきもまた想察するに難からさるへし

第五　本鐵道の收支豫算

本項は起業目論見書に詳なるを以て茲に省く

北信鐵道敷設費用及運輸營業收支概算一覽表

線路		新潟縣直江津町より同縣糸魚川町を經て富山縣富山市に到る七十五哩六十鎖間、及糸魚川町より分岐し長野縣大町を經て同縣松本町に到る六十哩四十鎖間、合計百三十六哩二十鎖
建設費	合計	金八百五十萬圓
	毎一哩	金六萬二千三百八十五圓三十二錢一厘
貨物噸哩	合計	一千〇三十八萬九千五百十四噸、二
	毎一哩	七萬六千二百五十三噸
乘客哩	合計	三千三百四十一萬九千五百二十五人
	毎一哩	二十四萬五千二百八十一人

貨物收入	合計	金四十一萬五千五百八十〇圓五十六錢八厘
	毎一哩	金三千〇五十〇圓十三錢三厘
乘客收入	合計	金五十〇萬一千二百九十二圓八十七錢七厘
	毎一哩	金三千六百七十九圓二十一錢四厘
營業費	合計	金三十二萬三千二百五十三圓十二錢五厘
	毎一哩	金二千三百七十二圓五十〇錢
鐵道純益	合計	金五十九萬三千六百二十〇圓三十二錢
	資本に對する割合	六分九厘八毛强
摘要	本表中貨物收入は平均一哩一噸に付金四錢の賃金を以て算出し乘客收入は平均一哩一人に付金一錢五厘の賃金を以て算出せり	

○岩崎勳君　本案は委員長報告通り、可決せられむことを希望します。

○議長（大岡育造君）　委員長報告に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ、委員長報告通り可決したことを宣告致します、日程第十一、金名鐵道敷設に關する建議案を議題と致します、委員長戸水寛人君、報告を求めます。

第十一　金名鐵道敷設に關する建議案（中橋德五郎君外五名提出）（委員長報告）

○戸水寛人君　報告が極めて簡單でございますから此席から報告致したいと思ひます、御許を乞ひます

○議長（大岡育造君）　簡單ならば許可致します。

○戸水寛人君　本案は委員會に於て全會一致を以て可決致しました、本會議に於ても同じく可決あらむことを希望致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、可決せられむことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　委員長報告通り御異議ありませぬか。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ、委員長報告の通り可決致しました、日程第十二、衞生行政の中樞機關擴大に關する建議案を議題と致します、委員長金杉英五郎君、報告を求めます。

第十二　衞生行政の中樞機關擴大に關する建議案（金杉英五郎君外十四名提出）（委員長報告）

〔醫學博士金杉英五郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○醫學博士金杉英五郎君　私は唯今議題になりました、衞生行政の中樞機關擴大に關する建議案に付ての委員會の經過、並に結果を御報告を致します、吾々委員は頗る愼重に審議致しましたる結果、全會一致を以て可決を致しました、尤も其理由書に付ては、多少修正したる點があります、又委員會開會の度毎に、政府委員の出席を求めまして、政府委員の意嚮等も相尋ねましたが、政府も大體の趣旨に於ては大贊成である、併ながら事各省に亘る事柄でありまする爲に、唯今直ちに確定的に贊成することは困難であると云ふやうな答辯でありました、前申しました通り、政府委員とも再三質問應答を重ねまして、愼重に審議致しましたる次第でありますが、此修正致しましたるものを讀上げまするど、左の如きものであります

衞生行政の中樞機關擴大に關する建議

帝國衞生行政の中樞は內務省之を把握すと雖學校衞生、工場衞生等の如きは關係各省に分屬して其間往々聯絡を缺き國民保健の進捗を阻害するものあるは眞に遺憾の至に堪へさるなり、凡諸般の行政は其の基礎を科學に竢たさるへからさるは言を俟たすと雖も殊に衞生行政に於て其然るを見る是れ先進國に於て各種衞生的研究機關を設置し其の調査攻究の結果を源泉として實際の行政に運用し國民能率の向上增進を策せる所以なり政府は宜しく時局の重大なるに鑑み一大勇斷を以て權威ある衞生行政の中樞機關を設置し現今の如く多岐に亘れる各般の衞生事務を統一掌理せしめ各種衞生關係の諸機關を直接指揮監督して之を衞生行政の實行に資し國民の健康を保持し精神と肉體との兩面に於ける能率を增進し以て駸々として進むて止まさる世界の大勢に適應し帝國國是の遂行を期せられむことを望む

右建議す

と云ふのであります、何卒滿場の御同意を得まして可決するやうにありたく、希望致しまする次第であります。

○岩崎勳君　本案は委員長報告通り、可決せられむことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　本案は委員長報告の通り御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ委員長報告の通り可決致しました、日程第十三乃至第三十七は請願特別報告なるを以て、例に依り一括議題となし、委員長の報告を求めます、委員長福井三郎君。

○岩崎勳君　日程第十六、特別報告第百五十八號は審議の都合に依り、一時延期の動議を提出致します

〔「贊成」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　別に御異議はないものと認めます、仍て其分丈は延期に決しました。

第十三　（特別報告第百五十三號）筑後川第二次改修工事速成の請願　（委員長報告）

第十四　（特別報告第百五十四號）東京灣治水に關する請願外一件　（委員長報告）

第十五　（特別報告第百五十七號）國道林設置法制定の請願　（委員長報告）

第十七　（特別報告第百五十九號）陸軍射擊學校移轉設置に關する請願　（委員長報告）

第十八　（特別報告第百六十號）神川村に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第十九　（特別報告第百六十一號）新城村に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十　（特別報告第百六十二號）青沼村平林に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十一　（特別報告第百六十三號）上伊集院村に三等郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十二　（特別報告第百六十四號）野[illegible]村に無集配郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十三　（特別報告第百六十五號）都下野村大字南之庄に無集配三等郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十四　（特別報告第百六十六號）波根西郵便局集配事務開始の請願　（委員長報告）

第二十五　（特別報告第百六十七號）下堅山郵便局に電信事務開始の請願　（委員長報告）

第二十六　（特別報告第百六十八號）有福郵便局に集配並電信事務開始の請願　（委員長報告）

第二十七　（特別報告第百六十九號）雄武郵便局の位置變更並同局に電信事務開始の請願　（委員長報告）

第二十八　（特別報告第百七十號）與論島沖永良部島間海底電信敷設の請願　（委員長報告）

第二十九　（特別報告第百七十一號）日本海橫斷航路急速開始の請願　（委員長報告）

第三十　（特別報告第百七十二號）有福村上有福に登記所設置の請願　（委員長報告）

第三十一　（特別報告第百七十三號）上富良野村に旭川區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）

第三十二　（特別報告第百七十四號）八束、川上中和三村中に區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）

第三十三　（特別報告第百七十五號）網走區裁判所に甲號支部設置の請願　（委員長報告）

第三十四　（特別報告第百七十六號）商法中改正の請願　（委員長報告）

第三十五　（特別報告第百七十七號）十勝監獄移轉に關する請願　（委員長報告）

第三十六（特別報告第百八十號）酒田觀音寺間國有輕便鐵道敷設の請願外一件（委員長報告）

第三十七（特別報告第百八十一號）本吉郡縱斷輕便鐵道速成の請願（委員長報告）

〔福井三郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○福井三郎君 前委員長逝去の後を承けて、不肖本員が本日請願委員長に當選致しました、依て茲に唯今議題となりましたる特別報告を致します、極めて簡單に御報告を致しますから、若し御質問等がございましたならば、後で承ることに致しまして、一括して議題に供せられて居りますからして、一括して御報告を致します、日程の第十三、特別報告第百五十三號、筑後川第二次改修工事速成の請願、福岡縣久留米市長石津和風外五十八名の呈出、紹介議員は吉原正隆君外一名であります、日程第十四、特別報告第百五十四號、東京灣治水に關する請願、東京府南葛飾郡砂村村長宇田川啓輔外二名の呈出、紹介議員は高木正年君外二名であります、日程第十五、特別報告第百五十七號國道林設置法制定の請願、靜岡縣磐田郡熊村太田可尹の呈出、紹介議員は北井波治目君外一名であります、日程第十六、特別報告第百五十八號徵兵採定に關する請願、是は唯今延期になつて居りますから御報告は致しませぬ、日程第十七特別報告第百五十九號、陸軍射擊學校移轉設置に關する請願、靜岡縣駿東郡富士岡村村長小澤爲作外二十三名の呈出、紹介議員は岩崎勳君で有ます、日程第十八、特別報告第百六十號、袖川村に郵便局設置の請願、岐阜縣吉城郡袖川村村長尾家安之助外二名の呈出、紹介議員は佐々木文一君であります、日程第十九、特別報告第百六十一號、新城村に郵便局設置の請願、青森縣東津輕郡新城村村長齊藤直次郎外六名の呈出、紹介議員は阿部武智雄君外四名であります、日程第二十、特別報告第百六十二號、青沼村平林に郵便局設置の請願、長野縣南佐久郡青沼村村長日向治之助の呈出、紹介議員は岡部次郎君であります、日程第二十一、特別報告第百六十三號、上伊集院村に三等郵便局設置の請願、鹿兒島縣日置郡上伊集院村村長森山友二外一名呈出、紹介議員は中村靜興君であります、日程第二十二號、特別報告第百六十四號、野馳村に無集配郵便局設置の請願、岡山縣阿哲郡野馳村助役沖田穗太郎の呈出、紹介議員は西村丹治郎君であります、日程第二十三、特別報告第百六十五號、都介村大字南之庄に無集配三等郵便局設置の請願、奈良縣山邊郡都介村北中鹿藏外二十八名の呈出、紹介議員は中山梅治郎君であります、日程第二十四、特別報告第百六十六號、波根西郵便局集配事務開始の請願、島根縣安濃郡波根西村長岡田惠助外五十二名の呈出、紹介議員は恒松隆慶君であります、日程第二十五、特別報告第百六十七號、下堅田郵便局に電信事務開始の請願、大分縣南海部郡下堅田村村長疋田慶治郎の呈出、紹介議員は木下謙二郎君であります、日程第二十六、特別報告第百六十八號、有福郵便局に集配並に電話事務開始の請願、島根縣那賀郡有福村森脇平作外百六十五名の呈出紹介議員は恒松隆慶君外一名で有ます、日程第二十七、特別報告第百六十九號、雄郵便局の位置變更並に同局に電信事務開始の請願、德島縣那賀郡鷲敷町町長松浦芳太郎外四名の呈出、紹介議員は板東勘五郎君であります、日程第二十八、特別報告第百七十號、與論島沖永良部間海底電信敷設の請願、鹿兒島縣大島郡與論村皆吉平安の呈出、紹介議員は林爲良君であります、日程第二十九、特別報告第百七十一號、日本海横斷航路急速開始の請願、元山商業會議所會頭龜谷愛助外二名の呈出、紹介議員は神谷卓男君であります、日程第三十、特別報告第百七十三號、有福村上有福に登記所設置の請願、島根縣那賀郡有福村森脇平作外百六十五名の呈出、紹介議員は恒松隆慶君外一名で有ます、日程第三十一、特別報告第百七十三號、上富良野村に旭川區裁判所出張所設置の請願、北海道空知郡上富良野村脇坂博夫外百六十名の呈出、紹介議員は東武君外一名であります日程第三十二、特別報告第百七十四號、八束、川上中和、三村中に區裁判所出張所設置の請願、岡山縣眞庭郡八束村村長立田棟造外二名の呈出、紹介議員は本員であります、日程第三十三、特別報告第百七十五號、網走區裁判所に甲號支部設置の請願、北海道網走郡北見町遠藤勘兵衞外十四名の呈出、紹介議員は東武君外一名であります、日程第三十四、特別報告第百七十六號商法中改正の請願、山口縣厚狹郡船木町加藤熊太郎の提出、紹介議員は三隅哲雄君であります、日程第三十五、特別報告第百七十七號、十勝監獄移轉に關する請願、北海道河西郡帶廣町安井嘉七外十四名の呈出、紹介議員は東武君外十一名であります、日程第三十六、特別報告第百八十號、酒田觀音寺間國有輕便鐵道敷設の請願外一件、山形縣飽海郡日向村村長池田嘉總治外九名の呈出、紹介議員は伊東知也君であります、日程第三十七、特別報告第百八十一號、本吉郡縱斷輕便鐵道速成の請願宮城縣本吉郡柳津町長鎗井陽儀外十六名の呈出、紹介議員は小山東助君外六名であります、以上二十四件委員會に於ては、政府委員の說明を求め、紹介議員の說明を聽き、各委員審議討論の結果、何れも理由あるものと認めて採擇と決定致しました、此段御報告に及びます。

〔拍手起る〕

特別報告第百五十三號

意見書

請願文書表第九一七號

筑後川第二次改修工事速成の請願 福岡縣久留米市長石津和風外五十八名呈出（紹介議員吉原正隆君外一名）

右請願の要旨は筑豐肥の平野を貫流する筑後川は比年甚しき水害を惹起したるを以て曩に治水工事を施したるも其の改修姑息なりし爲洪水の際每に遊水地域は慘害を被り流出土砂の堆積は水路の障碍と爲り舟筏の交通を困難ならしむるのみならす水源地森林の濫伐と各支川の改修とに依り本川の滯水を一層甚しからしむ故に若現狀の儘に放任せむか沃野良田相接する沿岸數十里の地方は慘禍を被るの虞あり依て前記筑後川第二次改修工事を速成せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百五十四號

意見書

請願文書表第九二一號

東京灣治水に關する請願 東京府南葛飾郡砂村村長宇田川啓輔外二名呈出（紹介議員高木正年君外二名）

同 第九二九號

同上 東京府東京市深川區材木町十五番地平民商東京深川區會議長中村清藏呈出（紹介議員磯部尙君外一名）

右請願の要旨は東京府南葛飾郡砂村大島龜戶兩町及其の附近は南方一帶海に面せる低地なるか爲一朝狂暴なる風浪の襲來に際しては曩に施行したる河川の改修も之を防くに由なく其の慘害甚大にして名狀すへからさるものあり依て該地方に對し根本的治水策として河川に對する施設と共に海嘯に對し適當なる設備を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百五十七號

意見書

請願文書表第八〇三號

國道林設置法制定の請願 靜岡縣磐田郡熊村熊百八番地平民農太田可尹呈出（紹介議員北井波治目君外一名）

右請願の要旨は北海道樺太の地は春冬の兩季は吹雪の爲人馬及汽車の通行の妨害甚し而して之か豫防は風雪防林の設置より急なるはなきも未た其の設置なきのみならす沿道森林の伐採尠からさる爲被害益甚し依て之か豫防を目的とし兼て風致を增し又適當なる間伐に依る國庫の收入を計るか爲國道林設置法を制定し國庫の費用を以て北海道樺太其の他の新開地の鐵道及國道沿線（市街地を除く）に風雪防林を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百五十九號

意見書

請願文書表第八九〇號

陸軍射擊學校移轉設置に關する請願 靜岡縣駿東郡富士岡村長小澤爲作外二十三名呈出（紹介議員岩崎勳君）

右請願の要旨は陸軍射擊學校は靜岡縣駿東郡所在富士山麓大野原陸軍演習地に移轉又は設置の計畫あるやに聞く同演習地中約二百町步の地積は同郡富士岡村の所有に屬す而して其の内には二三十町步内外の平坦地二三箇所を包有するのみならす飮用水は最新鮮豐富なるを以て同村は該校の位置として最適當にして村民亦同村の發展上其の設置を

熱望し之を名譽とし決定の曉は種々の便宜を計らむとしつつあり依て陸軍射擊學校の移轉又は設置の場合に於ては其の位置を前記富士岡村地内に決定せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百六十號

意見書

請願文書表第七四〇號

袖川村に郵便局設置の請願　岐阜縣吉城郡袖川村長尾家安之助外二名呈出（紹介議員佐佐木文一君）

右請願の要旨は岐阜縣吉城郡袖川村は東西二里餘南北三里餘に亘り人口三千三百有餘を有し村民は農、蠶、畜産、商業等を營み勤儉貯蓄其の風を爲せり且附近部落との關係密接にして該地方物貨の集散は多く本村に於て行はるるのみならす出稼人亦多くして郵便事務繁多なり然るに最寄郵便局に至るには近きも尚二里餘の距離を有し村民の不利不便甚し依て前記袖川村に郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百六十一號

意見書

請願文書表第七四二號

新城村に郵便局設置の請願　青森縣東津輕郡新城村長齋藤直次郎外六名呈出（紹介議員阿部武智雄君外四名）

右請願の要旨は青森縣東津輕郡新城村は農、水産に富み工業製作物の産出亦夥しきのみならす奥羽鐵道を利用し同郡西部海岸に通する樞要地點たるか故に同村所在停車場に於ける貨物集散は一年七千噸の多きに及ひ從て通信事務繁劇なるも青森局及油川局の管轄に屬する爲郵便物は概ね一日の遲著を見る狀態にして地方住民の不利不便甚し依て前記新城村に郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百六十二號

意見書

請願文書表第七五五號

青沼村平林に郵便局設置の請願　長野縣南佐久郡青沼村長日向治之助呈出（紹介議員阿部次郎君）

右請願の要旨は長野縣南佐久郡青沼村大字平林字羽黑下は千曲川東岸に位し佐久鐵道の終點にして同郡中央及南部地方交通の要衝に當り貨物集散の中心地なるか故に商工業大に發展し之に關する設備の大なる地方稀に見る所たり而も海瀨大日向穗積方面林鑛産の開發と相俟て益繁盛に赴かむとし通信事務愈繁多なるに拘らす偏在せる田の口郵便局の管轄に屬するを以て不便甚しく其の急を要するものは他局にて之を辨するか如き狀態にして地方産業の發展上遺憾尠からす而も大日向及海瀨亦千曲川東岸所在局の管轄に屬するを以て便と爲す事情あるを以て前記青沼村平林に集配事務取扱郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百六十三號

意見書

請願文書表第九一三號

上伊集院村に三等郵便局設置の請願　鹿兒島縣日置郡上伊集院村長森山友二外一名呈出（紹介議員中村靜興君）

右請願の要旨は鹿兒島縣日置郡上伊集院村は戸數千二百六十六人口八千九百九十六を有するに拘らす二里餘を隔つる伊集院局の所轄に屬し同局よりの電報又は書信の配達に二三日を要すること往往あり村民の不利不便尠からす依て前記上伊集院村に三等郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百六十四號

意見書

請願文書第七〇八號

野馳村に無集配郵便局設置の請願　岡山縣阿哲郡野馳村助役沖田槌太郎呈出（紹介議員西村丹治郎君）

右請願の要旨は岡山縣阿哲郡野馳村は土地廣濶にして東西二里南北三里戸數五百五十人口約三千を有し學術修業或は就職又は海外出稼の爲他郷に在留する者約八百人に及ひ且備中北部より備後に達する要路に當り交通上樞要の地にして郵便事務繁多なるに拘らす通信機關を缺如せるを以て地方の産業發展上不利不便尠少ならす依て前記野馳村に無集配郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百六十五號

意見書

請願文書表第九〇一號

都介野村大字南之庄に無集配三等郵便局設置の請願　奈良縣山邊郡都介野村大字南之庄九百九十九番地平民農北中廣藏外二十八名呈出（紹介議員中山梅治郎君）

右請願の要旨は奈良縣山邊郡都介野村は廣袤東西一里南北二里十町面積三方里餘戸數七百人口五千を有する大村にして産業組合の設立五箇所に及ひ近時諸種の産業大に發達し近く米檢倉庫の設置をも見むとするの狀況なり從て各種郵便事務日に月に增加し來るに拘らす郡の東部山間に僻在せるを以て特殊郵便物に關しては道路險惡且遠隔なる染田郵便局に至らさるへからすして關係村民の不利不便尠少ならす依て前記都介野村大字南之庄に無集配三等郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百六十六號

意見書

請願文書表第七二三號

波根西郵便局に集配事務開始の請願　島根縣安濃郡波根西村長岡田惠助外五十二名呈出（紹介議員恒松隆慶君）

右請願の要旨は島根縣安濃郡波根西郵便局は波根西、刺鹿兩村及鳥井村の一部を管轄する無集配局なるも前兩村は相接して市街を形成し久手港に臨み海には大阪商船會社船寄港し陸には久手停車場を有し海陸の運輸至便を極め商業盛大にして物貨の集散夥し故に既に電信電話の架設を見たるも未た郵便集配事務の取扱なきは諸般の取引上住民の不利不便とする所大なり依て前記波根西郵便局に集配事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百六十七號

意見書

請願文書表第七二一號

下堅田郵便局に電信事務開始の請願　大分縣南海部郡下堅田村長疋田慶次郎呈出（紹介議員木下謙次郎君）

右請願の要旨は大分縣南海部郡下堅田村は農業の發達に於て郡中に冠たり加之近時佐伯線鐵道の開通以來商工業林業著しく勃興し爲めに諸般の取引頻繁にして電信の授受亦多し然るに該村及ひ青山村を管轄する下堅田局は電信の取扱を爲ささる爲住民の不利不便甚し依て前記下堅田郵便局に電信事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百六十八號

意見書

請願文書表第八九三號

有福郵便局に集配並電信事務開始の請願　島根縣那賀郡有福村三百五番地平民農森脇平作外百六十五名呈出（紹介議員恒松隆慶君外一名）

右請願の要旨は島根縣那賀郡有福村は溫泉地にして貨客の集散夥しく一箇年間に往來する車馬四萬六千八百回其の人數十萬五千五百に垂むとし貨物の運輸十八萬六百貫に及ふのみならす客年より徵兵署をも設置せられ從て商業上其の他に要する通信事務繁多なり然るに同村所在有福郵便局は集配事務及電信を取扱はさるを以て一里餘を隔つる所轄跡市局に至らさるへからすして關係人民の被る不利不便甚し依て現在濱田跡市兩局所管區域の一部を管轄區域に編入し前記有福郵便局に集配並電

信事務を開始せられたしと謂ふに在り
衆議院は電信事務開始に關する點は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきもの集配事務開始に關する點は政府に參考として送付すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第百六十九號

意見書

請願文書表第七七九號

雄郵便局の位置變更並同局に電信事務開始の請願　德島縣那賀郡鷲敷町長松浦芳太郎外四名呈出（紹介議員板東勘五郎君）

右請願の要旨は德島縣那賀郡鷲敷町延野、相生、日野谷、宮濱、坂洲木頭澤谷、海部郡下木頭、上木頭、奧木頭の十一箇町村は東西五里南北二十里に亘り人口二萬餘を有して一地方を劃し林産物頗る豐富にして年額二百五十餘萬圓の多きに達す從て通信事務亦繁多にして且敏速を要するも該地方は山嶽重疊し道路險峻なるのみならす那賀川を隔て尙十數里の遠き和食郵便局電信配達區域に屬する爲住民の不利困難甚し依て那賀郡延野村雄所在雄郵便局を同村大字吉野に移轉し且同局に電信事務を開始せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第百七十號

意見書

請願文書表第八四六號

與論島沖永良部島間海底電信布設の請願　鹿兒島縣大島郡與論村平民農皆吉平安禎呈出（紹介議員林爲良君）

右請願の要旨は鹿兒島縣與論島は縣の南端に位し沖繩縣國頭崎と指呼の間に在り大島、喜界德之島沖永良部島及琉球列島と共に國防上樞要の地にして大島名瀨港を距る百三十七海里沖永良部島を距る二十四海里其の間海上風波荒く航海至難にして交通通信甚た不便なり然れとも與論島たるや周圍五里一町戶數千六百五人口千四百餘を有し地勢平坦地味肥沃氣候溫暖にして海陸の產物豐富なるを以て地方產業開發上亦通信機關整備の必要あり依て隣島沖永良部島より海底電信支線を布設せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第百七十一號

意見書

請願文書表第八〇二號

日本海橫斷航路急速開始の請願　元山商業會議所會頭鶴谷愛介外二名呈出（紹介議員神谷卓男君）

右請願の要旨は我か大陸經營上中部日本滿洲間の最捷經路を得るには平元鐵道の敷設と共に日本海橫斷航路の開始より急なるはなし而も日本海橫斷航路は北鮮裏日本の貿易關係上頗緊要なるのみならす之を從來の通路に比すれは大阪奉天間に於て少くとも百哩以上を短縮し得へし而して日本海沿岸には北海北陸山陰及北鮮の開港場の間に航路ありて利便多かりしも明治四十年北鮮との通航を廢止し越て同四十二年政府に於て日本海橫斷航路補助の議ありと聞くや之か實現後に要すへき陸上交通及產業開發上の施設に早くも著目したりしも之か實現を見す然れとも朝鮮の併合より滿洲との政治經濟關係密接するに及ひ我か本土との近接は益必要と爲り更に之を歐洲戰亂終熄後の東亞の情勢に察するときは一日も忽にすへからさるなり該航路の開始は我か國中部に歐亞交通の捷路を得ると共に舞鶴敦賀元山の築港を十分活用する所以にして衆議院は既に之に關する請願を採擇せられたり依て速に日本海橫斷航路を開始せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第百七十二號

意見書

請願文書表第八九四號

有福村上有福に登記所設置の請願　島根縣那賀郡有福村二百三十番地平民森脇平作外百六十五名呈出（紹介議員恒松隆慶君外一名）

右請願の要旨は島根縣那賀郡有福村は登記事件に付濱田區裁判所の管轄に屬し跡市村二宮村川波村は江津出張所の管轄に屬するも右各村は孰れも所轄登記所を距ること遠く其の用務を辨するに一日以上甚しきは三日を要する狀態にして住民の不利不便甚大なるものあり而も右四箇村は人情風俗並經濟狀態に於て密接なる關係を有し同一登記所の管轄に屬するを便とするの事情あり依て大正七年度に於て那賀郡東部樞要の地たる有福村上有福に前記四箇村を管轄する登記所を設置せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第百七十三號

意見書

請願文書表第八九九號

上富良野村に旭川區裁判所出張所設置の請願　北海道空知郡上富良野村字上富良野市街地平民農脇阪博夫外百六十名呈出（紹介議員東武君外一名）

右請願の要旨は北海道空知郡上富良野村は面積人口共に附近の村落に冠絕せる大村にして拓殖の進步發達に伴ひ近時農民の富力增進し登記事務繁多なるに拘らす所轄旭川區裁判所とは十一里餘を隔て村民の不利不便謂ふへからす而して第三十九回議會に於ては貴族院に請願し採擇せられたるも未た其の實行を見さるは甚た遺憾とするところなり依て速に前記上富良野村に區裁判所出張所を設置せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第百七十四號

意見書

請願文書表第九二二號

八束、川上、中和三村中に區裁判所出張所設置の請願　岡山縣眞庭郡八束村長立田棟造外二名呈出（紹介議員福井三郎君）

右請願の要旨は岡山縣眞庭郡八束村、川上村、中和村は湯原村所在勝山區裁判所出張所の管轄に屬するも該出張所に至るには山路三四里を隔て多期降雪に際しては難澁殊に甚しく住民の不利不便大なり依て前記三箇村內適當の地に區裁判所出張所を設置せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第百七十五號

意見書

請願文書表第八三八號

網走區裁判所に甲號支部設置の請願　北海道網走郡網走町大字北見町中通一丁目六番地平民回漕業遠藤勘兵衞外十四名呈出（紹介議員東武君外一名）

右請願の要旨は網走區裁判所管內住民は近時非常の進步發展を爲し殊に新來移住の農家多く從て民刑訴訟事件亦之に伴ふて增加し釧路地方裁判所管內各區裁判所の件數に比し遙に多きに拘らす該區裁判所の管轄に屬せさる訴訟事件に關しては網走町より百八十餘哩を距る釧路地方裁判所に出頭するを要し且同地方裁判所は其の北隅若は南隅より殆と四百哩に近き距離を隔て不便尠からす依て網走區裁判所に甲號支部を設置せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第百七十六號

意見書

請願文書表第七四四號

商法中改正の請願　山口縣厚狹郡船木町百六十一番地平民會社員加藤熊太郎呈出（紹介議員三隅哲雄君）

右請願の要旨は株券に本社所在地の記載なきは不便を感すること尠からさるを以て商法第百四十八條第四號の次に「五本店ノ所在地」を加へられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第百七十七號

意見書

請願文書表第九二〇號

十勝監獄移轉に關する請願　北海道河西郡帶廣町字大通七丁目三番地平民商町會議員安非嘉七外十四名呈出（紹介議員東武君外一

名）

右請願の要旨は北海道河西郡帶廣町所在十勝監獄は同地方の未た開拓を見さる明治二十八年の設置に係り用地三千二百七十三町餘を有する農業監獄たり而して帶廣町近時の發展は人口已に一萬を越え年々百三十戸以上の膨脹を見るの勢にして已に一級町村制を施行し各官公衙銀行會社等司法行政及商業の諸機關を具備して十勝國に於ける首都の觀を成し農產市場として同道隨一なるのみならす商工業の勃興亦著しく拓殖鐵道及帶廣廣尾線完成の曉には更に其の盛大を致すへきや明なり斯の如く十勝監獄の周圍は凡て開發せられたりと雖該監獄用地は其の一部に於て僅々六千圓餘の收入を得るのみにして概ね不生產的に使用せられつつあり今之を民有地として開放せむか優に年三十三萬圓弱の收穫を擧け得へきこと明なり且帶廣町の如き殷賑なる市街地に農業監獄を存置するは戒護、風教又は地方安寧上有害なるのみならす同地の發展は最早外役囚の使用に依て拓殖を進むるの要なし依て前記帶廣町所在十勝監獄を他に移轉し其の用地全部を民間に拂下けられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百八十號

意見書

請願文書表第九〇四號

酒田觀音寺間國有輕便鐵道敷設の請願　山形縣飽海郡日向村長池田嘉惣治外九名呈出

（紹介議員伊東知也君）

同　第九七六號

同上　酒田商業會議所副會頭村田與治兵衞呈出（紹介議員伊東知也君）

右請願の要旨は山形縣飽海郡は米產地として著名なるのみならす林、鑛產豐富にして同郡中部の山脈は無盡の寶庫たる觀あり又酒田町より一條、觀音寺村に至る沿道は車馬絡繹行人旁午殆と都邑に讓らす而も該街道は有名なる鳥海山の通路に當るを以て夏時遊節の客絶へす且近き將來には日向大津方面より隣境最上郡に至る新道開鑿の企あるを以て開通の曉には尙益殷賑を來すこと必至の狀勢たり依て酒田町を起點として北平田、中平田、上田、一條各村を經て觀音寺村に至る國有輕便鐵道を速に敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百八十一號

意見書

請願文書表第九三〇號

本吉郡縱斷輕便鐵道速成の請願　宮城縣本吉郡柳津町長龜井陽儀外十六名呈出（紹介議員小山東助君外五名）

右請願の要旨は宮城縣本吉郡は縣の東北端に位し海陸の物產に富むと雖外域に通する道路は孰れも嶮惡にして鐵道との距離甚た遠く富源の開發人文の進歩を妨くること久し然るに政府は東北に於ける有望なる漁港たる同郡氣仙沼を起點とし巖手縣一の關に於て本線に接續する磐仙線に國有輕便鐵道敷設の議あるやに聞く若之か實現の場合に於ては更に之を延長し同郡の中樞たる津谷、志津川等の各驛を經由し西端柳津を終點とする同郡縱斷輕便鐵道を速に敷設し以て該地方の開發を圖ると共に三陸沿岸鐵道の前驅たらしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

○議長（大岡育造君）　委員長報告通り御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ、總て委員長報告通りに可決致します、是にて議案全部を議了致しました、明日は午前十時より開會致します、本日は是にて散會。

午後三時五十一分散會

○大正七年三月二十六日（火曜日）

午前十時十六分開議

議事日程　第二十八號

第一　**共通法案**（政府提出、貴族院送付）　**第一讀會の續**（委員長報告）

第二　**勞働保險法制定に關する建議案**（上村耕作君外一名提出）（委員長報告）

第三　**帝國美術館建設に關する建議案**（鵜澤總明君外四名提出）（委員長報告）

第四　**市町村其の他公共團體に煙草元賣捌事務委任に關する建議案**（各豐助君外十名提出）（委員長報告）

第五　**市町村に煙草元賣捌事務委任に關する建議案**（前川虎造君外一名提出）（委員長報告）

第六　**煙草元賣捌事務を市町村に委任するの建議案**（松野惣兵衞君外一名提出）（委員長報告）

第七　**支那人敎育の施設に關する建議案**（高橋本吉君外五名提出）（委員長報告）

第八　**日支文化の施設に關する建議案**（關和知君外四名提出）（委員長報告）

第九　**信越線碓氷鐵道改良に關する建議案**（工藤善助君外六名提出）（委員長報告）

第十　**七井烏山間敷設輕便鐵道茂木町經由に關する建議案**（渡邊陳平君外四名提出）（委員長報告）

第十一　（特別報告第百五十八號）**徵兵採定に關する請願**　（委員長報告）

第十二　（特別報告第百八十二號）**國庫出納金端數計算法改正の請願**　（委員長報告）

第十三　（特別報告第百八十三號）**鹽乾魚業用鹽に關する請願**　（委員長報告）

第十四　（特別報告第百八十四號）**全國各町に煙草及印紙元賣捌を依託するの請願外二件**　（委員長報告）

第十五　（特別報告第百八十五號）**恩給年金金融に關する請願**　（委員長報告）

第十六　（特別報告第百八十六號）**漁業稅を國稅に編入の請願**　（委員長報告）

第十七　（特別報告第百八十八號）**元湯澤稅務署復舊の請願**　（委員長報告）

第十八　（特別報告第百八十九號）**元日下部稅務署復舊の請願**　（委員長報告）

第十九　（特別報告第百九十一號）**阿片賠償金値上の請願**　（委員長報告）

第二十　（特別報告第百九十二號）**縣社土津神社を別格官幣社に昇格の請願**　（委員長報告）

第二十一　（特別報告第百九十三號）**天龍川改修工事を第一期川に編入の請願外一件**　（委員長報告）

第二十二　（特別報告第百九十四號）**河岸及海岸に於ける堤防勾配地並堤外草生地利用の請願**　（委員長報告）

第二十三　（特別報告第百九十五號）**刈田川大堰發補助の請願**　（委員長報告）

第二十四　（特別報告第百九十六號）**若松港開發に關する請願**　（委員長報告）

第二十五　（特別報告第百九十七號）**職工購買組合保護獎勵に關する請願**　（委員長報告）

第二十六　（特別報告第百九十八號）**工場法施行規則中改正の請願**　（委員長報告）

第二十七　（特別報告第百九十九號）**特許權取消に關する請願**　（委員長報告）

第二十八　（特別報告第二百號）**耕地面積擴張に關する請願**　（委員長報告）

第二十九　（特別報告第二百一號）**鑛區採掘權取消損害賠償に關する請願**　（委員長報告）

第三十　（特別報告第二百二號）**用水路圦樋改築費國庫支辨の請願**　（委員長報告）

第三十一　（特別報告第二百三號）**木津川治水に關する請願**　（委員長報告）

第三十二　（特別報告第二百四號）**圓山川治水並津居山港修築の請願**　（委員長報告）

第三十三　（特別報告第二百五號）**大阪市水源地營造物に因る損害補償の請願**　（委員長報告）

第三十四　（特別報告第二百六號）**賣藥法中改正の請願**　（委員長報告）

第三十五　（特別報告第二百七號）**害蟲驅除豫防法中改正の請願**　（委員長報告）

第三十六　（特別報告第二百九號）**米穀市場開設の請願**　（委員長報告）

第三十七　（特別報告第二百十號）**石炭價格調節の請願**　（委員長報告）

第三十八　（特別報告第二百十一號）**大井澤村に郵便局設置の請願**　（委員長報告）

第三十九　（特別報告第二百十二號）**富田浦町東部に三等郵便局設置の請願**　（委員

長報告）

第四十（特別報告第二百十三號）佐都村に三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第四十一（特別報告第二百十四號）都跡村佐紀に集配三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第四十二（特別報告第二百十五號）小泉局を無集配とし舞木澤附近に郵便局設置の請願（委員長報告）

第四十三（特別報告第二百十六號）北千島に電信局設置の請願（委員長報告）

第四十四（特別報告第二百十七號）露領沿岸漁場に通信運輸機關設置の請願（委員長報告）

第四十五（特別報告第二百十八號）網走郵便局を二等局と爲すの請願（委員長報告）

第四十六（特別報告第二百十九號）一宮郵便局を二等局に昇進の請願（委員長報告）

第四十七（特別報告第二百二十號）志々郵便局に電信電話開設の請願（委員長報告）

第四十八（特別報告第二百二十一號）鮎鹽郵便局に電信電話架設の請願（委員長報告）

第四十九（特別報告第二百二十二號）新山郵便局に電信事務囲成郵便局に電話開設の請願（委員長報告）

第五十（特別報告第二百二十三號）馬瀨郵便局に電信事務開始の請願（委員長報告）

第五十一（特別報告第二百二十四號）馬路郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第五十二（特別報告第二百二十五號）禾生郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第五十三（特別報告第二百二十六號）澤入郵便局に集配並電信事務開始の請願（委員長報告）

第五十四（特別報告第二百二十七號）特許岡本式救命艇成績試驗に關する請願（委員長報告）

第五十五（特別報告第二百二十八號）元飯田區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第五十六（特別報告第二百二十九號）野市村に登記所設置の請願（委員長報告）

第五十七（特別報告第二百三十號）矢神村に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第五十八（特別報告第二百三十一號）天鹽村に增毛區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第五十九（特別報告第二百三十二號）大森區裁判所日貫出張所廢止並矢上市山兩出張所增設の請願（委員長報告）

第六十（特別報告第二百三十三號）辯護士類似業者取締法制定の請願（委員長報告）

第六十一（特別報告第二百三十四號）宇都宮監獄移轉の請願（委員長報告）

第六十二（特別報告第二百三十五號）上の山中村兩驛間鐵道急設の請願（委員長報告）

第六十三（特別報告第二百三十六號）橫須賀浦賀間官設鐵道支線延長の請願（委員長報告）

第六十四（特別報告第二百三十七號）石狩川右岸鐵道敷設の請願（委員長報告）

第六十五（特別報告第二百三十八號）斜里網走線鐵道速成の請願（委員長報告）

第六十六（特別報告第二百三十九號）天鹽線輕便鐵道速成の請願（委員長報告）

第六十七（特別報告第二百四十號）旭川留邊蘂鐵道延長石北線速成の請願（委員長報告）

第六十八（特別報告第二百四十一號）金山鐵道速成の請願（委員長報告）

第六十九（特別報告第二百四十二號 長萬部輪西間鐵道速成の請願（委員長報告）

第七十（特別報告第二百四十三號）興部小頓別間鐵道速成の請願（委員長報告）

第七十一（特別報告第二百四十四號）金山苫小牧間鐵道速成の請願（委員長報告）

第七十二（特別報告第二百四十五號）深川兩龍間鐵道速成の請願（委員長報告）

第七十三（特別報告第二百四十六號）網走中湧別間輕便鐵道速成の請願（委員長報告）

第七十四（特別報告第二百四十七號）鳥取津山間陰陽聯絡鐵道速成の請願（委員長報告）

第七十五（特別報告第二百四十八號）天鹽沿岸鐵道速成の請願（委員長報告）

第七十六（特別報告第二百四十九號）三陸沿岸鐵道敷設の請願外四件（委員長報告）

第七十七（特別報告第二百五十號 弘前田代間輕便鐵道速成の請願（委員長報告）

第七十八（特別報告第二百五十一號）釧路北見間連絡鐵道敷設の請願（委員長報告）

第七十九（特別報告第二百五十二號）九州中央鐵道速成の請願（委員長報告）

第八十（特別報告第二百五十三號）上磯江差間輕便鐵道速成の請願（委員長報告）

第八十一（特別報告第二百五十六號 弘前市地方貨車配給增加の請願（委員長報告）

第八十二（特別報告第二百五十七號）伏見驛及伏見線の存續に關する請願（委員長報告）

第八十三（特別報告第二百六十號）金祿公債下附の請願（委員長報告）

第八十四（特別報告第二百六十一號）水產會法制定の請願（委員長報告）

第八十五（特別報告第二百六十二號）染料工業に關する請願（委員長報告）

第八十六（特別報告第二百六十三號）大垣郵便局を二等局と爲すの請願（委員長報告）

第八十七（特別報告第二百六十四號）國府郵便局管區を德島郵便局電話普通區域に編入の請願（委員長報告）

第八十八（特別報告第二百六十五號）橫濱市町田町間直通電話架設の請願（委員長報告）

第八十九（特別報告第二百六十六號）富原村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第九十（特別報告第二百六十七號）中黑瀨郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第九十一（特別報告第二百六十八號）元糸魚川區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第九十二（特別報告第二百六十九號 北陸鐵道七尾和倉間延長敷設の請願（委員長報告）

第九十三（特別報告第二百七十號）七尾輪島間鐵道速成に關する請願（委員長報告）

第九十四（特別報告第二百七十二號）石炭價格調節の請願（委員長報告）

第九十五（特別報告第二百七十三號）陸軍重砲兵聯隊移轉設置に關する請願（委員長報告）

第九十六（特別報告第二百七十四號 西安居村本堂區に無集配三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第九十七（特別報告第二百七十六號）上岡停車場設計變更の請願（委員長報告）

○議長（大岡育造君） 政府より質問に對する答辯書の提出もありまするが、議事の都合に依つて是は後廻しとしまして、外務大臣より發言の通告がありますから、之を第一に許可致します――會議を開きます――外務大臣。

外交問題に關する件

〔國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇〕

○國務大臣（法學博士子爵本野一郎君） 諸君、本議會開會の初に當りまして、帝國の外交方針に就き開陳致しましたる際、本大臣は露國の形勢に言及致して置きましたが、其後露國の事態は御承知の通り、日を逐ふて憂慮すべき有樣となりました、國內四分五裂の趨勢は愈々甚しきを加へて、遂に「ウクライナ」及芬蘭の獨立地方と、中歐同盟側との間に講和は締結せられました、露國過激派政府も獨墺に屈從致しまして、單獨講和條約に調印するに至りました

而して此間波爾的沿岸諸州の大部分、及び之に隣接する西北部地方も、波蘭と共に獨逸の掌中に落ちました、南露西亞も亦獨逸勢力の下に歸せむとするの形勢となつたのであります、此事態に對しましては政府は諸君と共に深く考慮を拂はなければなりませぬ、殊に聲明致して置きましたる通り、露國民が如何なる政體を採用するかは、帝國政府の關知する所ではありませぬが、露國が次第に獨逸勢力内に包擁せられんとする危險に至りましては、到底帝國政府の等閑に付することの出來ぬ問題であります、今や獨逸の勢力は、著々歐露に扶植されまして、漸次西比利亞地方に浸潤し來るの傾向を示して參りました此事態は帝國は素より聯合與國の共に深く憂慮せねばならぬことでありまするから、終に世に西比利亞に對する帝國出兵の問題が喧傳せられまして、最近此問題は著しく内外の世論を喚起することになりました、中には甚しき訛傳もあるやうに見受けまするから、此機會に於きまして、本問題に關する帝國政府の立場を闡明致して置きたいと存じます(「謹聽」と呼ふ者あり)第一に此問題が恰も帝國政府の發案又は提議に基きたるが如き風說が、内外に傳はり居る樣子でありまするが、是は全然誤報なる事を明かに致して置きたいと考へます、政府は何れの國に向ひましても、日本出兵問題を發案又は提議致したる事はありませぬ、固より西比利亞に於ける現下の事態に付ては、政府は深甚なる憂慮を抱き、殊に同地方に獨逸の勢力東漸の危險に付きましては、特に注意を拂つて居るのであります、而して本問題に付きましては、聯合與國より未だ協同的提議を受けたことはありませぬ、若し將來聯合與國政府より斯の如き提議を受けたるときは、最も愼重に考慮を加へたる上、決定する考であります、政府は現に今日迄も聯合諸國共通目的の爲め、及ぶ限り誠意努力して居りますことは、内外の周く知る所でありまして、尙ほ將來と雖も、同樣に努力する決心なることは、申す迄もありませぬ、西比利亞に於ける事態にして帝國の安固を脅かし、又は我が緊切なる利益を危殆ならしむる虞ある場合に立至らば、帝國は其自衛上、敏速且つ機宜なる手段を採るの覺悟を持つて居ることは、是亦申す迄もありませぬ(拍手起る)萬一帝國が西比利亞地方に於て、必要の行動を採るの已むを得ざる場合に至るときと雖も、素より露國を敵とするの意思は毫頭ありませぬのみならず、彼の獨逸が現に歐露方面に於て採れるが如き侵略的政策は、帝國政府の斷じて採らざる所であります(拍手起る)又一般露國人民に對しては、帝國は飽までも深厚なる同情を寄せ、絶えず是と和衷輯睦の關繋を保持せんと欲する者でありまする事を、玆に誠實に表明するを憚りませぬ(拍手起る)尙ほ此點に付きましては、聯合與國に於ても、悉くは同一の意見を有して居ることゝ信じます、之を要するに帝國軍隊の出動なるものは、極めて重大事件でありまして、萬一之を決行することありとするも、其前には政府に於て、愼重の上にも愼重に考量を盡すことは、勿論の義でありまするから、此點は諸君に於て宜しく御諒察あらむことを希望致します(拍手起る)

○議長(大岡育造君)　外務大臣の演說に對する質問の通告があります、順次之を許可致します――尾崎行雄君。

〔尾崎行雄君登壇〕

〔拍手起る〕

○尾崎行雄君　唯今外務大臣よりして、露國の近狀並に西比利亞出兵問題に付て、一應の御報告あつたことを欣びます、尙ほ此他にも本會議及豫算委員會に於ける段々の質問に付き、追て答へると云ふ豫約の問題が殘つて居るやうに思ひまする故に、今回の報告に對して更に說明を求むると同時に、倂せて從來幾度か議に上つた所の問題に付ても、二三の意見を陳述し、其御回答を求めたく存ずるのであります露西亞を敵としない、至極然るべきことであつて、無論帝國に於ては何人と雖も露西亞を敵とすると云ふが如き意見を持つて居る者は無からうと思ひます唯々之に付てもう少し外交の働を希望したいのは、是等の意味のことは、帝國官民上下一致の意見でありまする故に、今日を俟たずして露國内に於て非常の變亂が起り、露國人民皆杞憂に沈んで居つた其場合に於て、直ちに其意味を聲明し、爾來機會のある度每に聲明を致さるゝことを希望して居つたのであります、然るに今日迄非常に長日月を費して、始めて此單純なる分り切つたることを事新らしく聲明されたのは、尙ほ爲さゞるには優るが時機後れたることを甚だ悲むのでありますが、何か其間には今日以前に於て、此當然爲さなければならぬ所の聲明をせなかつたのは、何等かの事情がありまするか、若しそれが差支なく說明出來るならば、彼我兩國の爲に一應御說明を請ひたいのである、又露國を敵にしないと言ふに付ては、無論の事、獨逸を中心と致して黨派の異同を問はず、又政體の如何に關せず、今日の場合即ち戰爭繼續中は獨逸に反對するものは――殊に日本は必要の場合に於て、希望とあれば精神的及實力的に援助を與へると云ふ意思も、政府に於て持つて居らるべき筈と思ふが、其理由を尋ねたい、敵味方の區別、敵にせぬと申した所が、獨逸に親んで間接直接若くは事實に於て之に便利を與へ、之を援くる働を爲す所の露西亞人に至つては、帝國は交戰國の一員として勢ひ之をせざるを得ぬのであります、故に帝國政府は願くは獨逸を中心として、露西亞人中之に反對する者に對しては、出來得る丈應援の意思を有つて居り、之に間接或は直接に便宜を與へ、獨逸に與せんと欲する者は、已むを得ず之を敵とすることは無論のことであると云ふ意味も、倂せて加へることは出來ないか、唯々露國を敵にせぬと云ふ丈では餘り勿論過ぎて其間に猶ほ足らざる所があるやうに思ほれまするが、唯今の如き聲明を爲すに付ては、何等かの差支があるかと云ふことも承りたいのであります、又帝國政府より出兵の提議を致して居らず、又聯合與國から何等共同の意見を受けて居らぬと云ふ意味の說明がありましたが、然らば聯合與國と意見を交換を致したと云ふことはどう云ふことである、此間に唯言葉上の爭でもある意味で斯の如き說明をせらるゝのか、出兵の提議はせないけれども、それに關係する意見は聯合與國の考へ方を採られたと云ふことは、出兵の提議ではないけれども、事實あつたらしく見えるのみならず、外務大臣は豫算委員會に於て意見の交換は致して居ると云ふことは明言せられたのであります、其意見の交換なるものは、出兵の提議では無論なからうけれども出兵に關係を有つて居る所の意見であるべき答へ方を致したのでありますが、提議はせずとも出兵に關係する意見は交換せられたのであらう又共同意見を受けないと云ふ意味の事は、是亦唯々言葉遣で共同ではないけれども、單獨の意見は受けたと云ふ意味であるか、新聞紙の傳ふる所に依れば、英吉利、佛蘭西、伊太利、若くは亞米利加の如きも、或は直接に或は間接に、略々政府の意見のある所を帝國政府に向つて漏らされたやうに見えるし、又其事ありしことを疑はないのであります、無論共同意見ではないけれども、單獨に此出兵問題に直接或は間接に關係のある意見を、彼れ聯合與國から當方に向つて漏したことはあるべき筈である、其點に付て一言も言及せられざることを惜むのであります、是等のことは列國協調を保つ上に於て、政府獨り之を理解して居るのみならず、全國民と共に其事を理解して居るべき筋のものであつて、他日其事が與國との關係を保つ上に於ては、極めて必要であらうと思ひます、又今回の大戰亂、有史以來未曾有の戰亂に對して、帝國政府に單に東洋の治安を維持すると云ふ丈の局限したる目的に限られず、進んで世界的に活動を致して、世界的局面に立つて、一等國當然の責務を盡すべき意思が有るか無いか、是も倂せて說明をせられたいのであります、國論を指導する政府の責任上世界の一等國たる日本は、唯々纔に東洋の治安、是とても大責任ではありませぬが、それ以上に實力的或は精神的、但しは又思想的に、それ以上に盡すべき責任を自覺して居らるゝのであるか、又一等國としてはもう少し進んで働くべき必要を見ないのであらうか、單に東洋の治安を維持する丈を以て職責と致すならば、地中海に海軍を出すと云ふが如きも、それとは多少牴觸するかの如き感じを致すのであります、既に日英同盟條約の範圍外に手を伸げした以上は、我か帝國政府の主義方針も範圍外に伸びて、世界的に働くべき筈と思ふが、其點に付ては政府は如何なる見解を持たれて居るか、又今日敵味方と分れて居る兩軍の旗印、中歐同盟と聯合與國の旗印、世界列國に於いて屢々言明せられたが如く、武斷主義と公論主義との爭となつて居るのである、獨逸は無論武斷主義の旗を掲げ――掲げずとも世界一般はさう認めて居る、聯合與國は公論主義の旗を掲げて之れに對抗を致して居るのであるが、帝國政府は條約上に於いては聯合與國の仲間に入つて居る、併し其の旗印を見れば動もすれば武斷主義の旗を掲げて、自國に於いて武斷主義を維持するのみならず、隣邦たる支那に向つて迄も手を伸ばして、武斷主義の應援を致して居る、其の居る所の位地と、其の掲ぐる所の旗印とが、如何にも衝突――調和して居らぬやうに見えるが、是れはどう云ふ意味で左樣なことを致されるのであるか、恰も源氏の側に立つて赤旗を掲げたが如く世間には見ゆるのであります、我

協調國との關係の動もすれば圓滿ならざるも、畢竟此の大根本の相違より起るのではないかと思ふのであります、現に英佛に於いても——言葉を愼み來つて居る所の英佛に於いてすらも、此の日本政府の位地に付ては多少疑惑の種となつて、今日問題となつて居るのであります、現に新聞其他の言議に現はれて居るのである（「のう〳〵」）議會の討論に於ても亦現はれて居るのである（「のう〳〵」拍手する者あり）此點に付ては其旗印を改むるの必要をば感ぜぬのであるか（「感じない」と呼ふ者あり）依然として從來の如く武斷主義、武斷政策を施すことを以つて聯合與國に寄與するの方法と心得て居らるるのであるか（「冗談言ふな」と呼ふ者あり）是は世界的の大問題である、將來國家の運命は此旗印に依て決まるのであります、（拍手起る「そんなことはない」「旗印を偽る勿れ」「國家を誤るの謬論なり」と呼ふ者あり）又聯合與國の側に立つて居りながら當然征伐を——世界中寄つて征伐を致さむとする所の武斷主義の旗印を掲げつつ、事實に於ては恰も獨逸と意氣相通じて居るが如き働を爲すと云ふことは（「のう〳〵」「もう一遍言つて見ろ」「降りろ〳〵」と呼ふ者あり其他發言一時に起る）

○議長（大岡育造君）　尾崎君——尾崎君、事苟も外交に關することは言語を御愼み爲さい……（議場喧噪聽取する能はす）——靜肅に（騷然）——靜肅に爲さい——議長は唯今尾崎君に注意を與へました——斯う云ふ外交上の大問題に付ては、演説者は相當の注意を拂つて發言せられむことを希望するのであります。

○尾崎行雄君　一應議長の注意に付て——議長の注意に付ては深く了承致します、言葉は出來る丈愼みます——併ながら言葉と實行と何れが重きと云ふことは、御承知を願ひます、自國に於て武斷主義を維持し、隣國に向つて武斷派を助けると云ふことは實行である（拍手起る）此實行は世界に如何なる感覺を與へるかと云ふことは、御考を願ひたいのであります（「國賊尾崎默れ」と呼ふ者あり）即ち其働に付ては、恰も世界の大勢に逆行を致して（「何が逆行だ」「何を言ふのだ」「君こそ日本の大勢に逆行するのだ」と呼ふ者あり議場騷然）——議長議場の靜肅を希望します……（騷然聽取する能はす）……

○議長（大岡育造君）　君が演説を注意するに非らざれば議場は整理が附きませぬ。

○尾崎行雄君　本員亦議長の命に依て注意して居ります（「君は日本の大勢に逆行して居るのだ」「憲政會は非國民である」「中止せよ」「尾崎は國賊だ」「降壇を命ずべし」と呼ふ者あり議場騷然）武斷主義と公論主義の對抗に付て、何れを助け、何れに反對するかと云ふ事が問題であります、それを述ぶるのが何の差支がある、此の對抗に對して帝國政府は一層進んで列國の疑惑を掃ひ（「煽動政治家」「日本人らしく遣り給へ」と呼ふ者あり）協調を更に親密に致すべき方針を執るの必要を感じて居らるるや否やを問ひたいのであります（拍手起る「答辯の必要なし」と呼ふ者あり）此世界の大勢に逆行すると否とは帝國盛衰の出て岐るる所であります（拍手起る「のう〳〵」と呼ふ者あり）内治外交總ての問題は此根本より割出す必要がある（拍手起る「のう〳〵」と呼ふ者あり）故に其點に付いて政府の意見を求むるのである「獨逸の幕僚になるが良い」と呼ふ者あり）尚又露西亞の關係に付て一應の説明を求めたいのは（「謹聽」と呼ふ者あり）無論滿洲、西比利亞に對して如何なる處置を爲すかと云ふことは、事後形勢の變化に依て定むべきものであることは、唯今外務大臣の説明に於ても疑を容れない、唯々事前に於て更に政府は國論指導の責任上、一層明白に其地位を説明する必要があるかの如く本員は考へる、例へば帝國に於ては——帝國内の言論としては、動もすれば膺懲などと云ふ言葉すら新聞紙上に見えるのであります、露西亞人が單獨不講和の約束に背いたに對して、膺懲と云ふ言葉が出るのでありませうけれども、今日は左樣な言葉を遣ふことは、獨逸と云ふ共同の敵を持つて居る時代に於て、極めて不利益である次第は辯を俟たぬのである、而して斯の如き言葉の動もすれば新聞紙上に現はるると云ふのは、畢竟帝國政府が其執るべき方針を明かにして、之を天下に宣明する事の足らざるがためも亦其一原因となつて居る（「煽てる爲めだ」「話の筋が違ふ」と呼ふ者あり）西比利亞に兵を出すのは自衛の爲めであるか、聯合與國及露西亞人の援助の爲めであるか、或は此二目的を……（「まだ出兵しないではないか」と呼ふ者あり）出兵の時機に於てであります、出兵の時機ありとすれば自衛の目的でするのであるか、援助の爲めにするのであるか、但し此兩目的の中間に於て、若し必要を感ずる場合に於て出兵をすると云ふのでありますか、それ等のことを明白に致して置かぬからこそ、動もすれば侵略的言論の如きも世間に漏れ、又膺懲と云ふが如き言語も遣はれるのであります、而して其事は悉く我帝國に對して多少の不利益を及ぼすべきものであるが、其原因を繹ぬれば、政府が國論指導の責任を十分に盡さないと云ふことに歸著するのであります（拍手起る）仍て此點に付ては尚一層の説明を求めたいのである（「駄目だよ」「答辯の必要なし」「煽動政治家困るな」と呼ふ者あり）又援助の目的は一方に於ては聯合與國を援助し、一方に於ては露西亞の獨逸に敵せんとする者を援助すると云ふ目的よりすれば、どうしても内部に於て御互に衝突抗爭して居ることに向つては、善意的忠告を加へるの必要があります、即ち隣國支那に向つて國内の統一の忠告を加へた如く、露西亞全體に向つても其内輪の爭は第二に廻して、進んで獨逸の禍を掃へと云ふことの忠告を加へるの必要があるのである（「何を言つて居るのだ」と呼ふ者あり）殊に露西亞は我同盟國であります、政府は攻守同盟の條約なるものは、唯々露西亞の「ロマノフ」家の政府と結んだもので、政府倒るれば其條約は無しと云ふ見解を持つて居るか知れないが、攻守同盟の條約なるものは決して單に政府のみを目的として結んだものでない、露西亞國を相手にしたものでありまするが故に、政府倒ると雖も國民ある以上は、それに對する相當なる厚意は我よりして寄せるのが當然の働である、他の國々よりは日露關係及日露人民間の關係は、一層親密なりと云ふ見地よりして、我は露西亞に對する總ての事を割出さなくばならぬ筈であると、本員等は心得て居るのであります、其結果として先づ獨逸に向つて敵する間——國難を掃ふ間は成るべく内輪の喧嘩は止めよと云ふ忠告を致すことは、極めて必要なることであります、而して露西亞に刃向ふ者は之を援ける、露西亞に與する者は、精神的に又實力的に之を收むると云ふのが當然で、帝國政府が自衛の必要上からも起り、聯合與國に對する義務からも起るのである、之に付て説明を求めたい、更に一つの小さき問題の起るのは哈爾賓附近に「セミョノフ」と云ふ露西亞人が居つて、之に對して英佛及日本此國々が武器を貸與して居ると云ふ説が專ら世の中に傳へられて居ります、又其武器が何月何日何處を經過して、どうなつて居ると云ふことも大抵新聞紙上に始終掲げられてあります、新聞紙上の記事必ずしも實なりと云ふことは出來ないが、其記事の影響に至つては、之が現出するのである（「君の演説の影響はどうだ」と呼ふ者あり）故に政府たるものは左樣な記事が掲げられたる時に於ては、其事實に反いたるものは之を訂正し、事實已むを得ざるものは之を善導するのが政府の職責である、而して「セミョノフ」なるものは、現在全國に蔓延して居る所の過激派に敵するが如き位置を取つて居る者でありますが、萬一新聞の記事をして現實ならしむれば、之を援けると云ふことは、取りも直さず多數の過激派に反對をし彼等をして已むを得ず敵意を起さしむると云ふことにもなり得るのでありますが故に、斯の如きことに付ては其事實を確むると同時に、之に對する政府の働きをば適當になすべき筈と思ふが、此點に付てはどうであるか（「君の演説はどうだ」と呼ふ者あり）若し現在の儘に捨てて置いて萬一それが事實になりますると、露西亞と云ふ舞臺に於て、聯合與國間に内輪の衝突が起らぬとも限らぬのである、或者は過激派に反對する者を能く援ける、或者は過激派を援ける、聯合與國が露西亞に於て御互に衝突をして、交々獨逸をして漁夫の利を得せしむると云ふ事になり得べき時代が現はるるのである、是等の點に付ては特に御注意を求めますると同時に、願くは斯の如き風説の起つた場合に、適當なる處置を施すべきものである、新聞の取締に付て帝國政府は不必要と感ぜらるる迄に、色々な事を致して居りながら各國際に大影響を及ぼすべき事柄に付ては、漫然として、之に對して質問を發しても正しき答をなされぬと云ふことは、國際關係上甚だ憂慮すべき點と思ふのである、尚ほ支那に對しても、宿題として大分問題が殘つて居ります、故に此機會に於て國民に對して説明の勞を辭せられざらん事を希望致します支那に對して不干渉主義——何れの方に向つても干渉をせぬと云ふことを、帝國政府は屢々此所に於て明言せられて居る、然るに今日に於ては（「簡單」と呼ふ者あり）先づ國内の統一を圖れと云ふ忠告を致した次第を、外交調査會に報告せられたる事實、及び支那政府に向つて爲されたる所の働きに於ても殆ど疑を容れないやうに見えます、即ち不干渉主義が一變して妥協し、或は國内の統一勸告主義とでも變

つたものと言はれろ、此勸告忠告なるものは、其目的及實行法如何に歸著するのである、現在に於ては段と馮との衝突を止め、此間の調和を圖ると云ふことに向つて、帝國政府は働いて居るが如く見える、其爲には畏多くも我 天皇陛下の御名及御沙汰迄も傳へられたりとも、新聞紙上に報告せられて居るのである、 陛下の御沙汰迄も傳へ思召迄も述べて、段と馮との間を調和せしめて、其次はどうなるのであるか、此二人の調和せぬと云ふことは、無論國家の爲に憂ふべきことであると同時に、是が調和してもまだ南北の衝突は其儘胎つて居るのであります、馮段の調和は、即ち南北妥協の前提として政府は試みて居るものと思はるるが、果して馮段の調和に依つて南北妥協の目的を達し得べしと信ずるや否や、或觀察點から申しますれば、段を表面に立てるは、寧ろ南北の調和を困難ならしむべき結果を生ずると云ふ觀察も、强ち無理なる觀察なりとは申す譯に參らぬのであります、政府は是等諸般の觀察點を取調べて、果して現在の手續に依て、南北妥協の實を擧ぐることが出來、即ち支那國內の擾亂及び衝突を止めて、一に歸せしむることが出來ると云ふ確かな成算があつて、此事に著手したものであるかどうか、若し此事に著手は致したが、其目的を達し得ぬと言へば無論のこと、そこに於ては露國關係に對して非常なる惡影響を生じ、隨て政府が其責任を免かるることの出來ないのは無論である、如何にも國際間の大きなる結果を生ずべきものであるが故に、此點に付て政府の說明を求むる、又過日豫算委員會に於て寺內首相に對して我政府の斡旋盡力に依つて、支那政府に賣渡さんとした所の武器が、秦皇島に於て張作霖の爲に掠奪せられたと云ふ報告があるが、是れは如何と云ふことを問ひました所が、其の當時寺內總理大臣は、成程自分も新聞紙上でそんな事を見たやうに覺えるが、まだ其事の報告は得て居らぬと云ふ答辯をされた、一國の總理大臣として殊に日支の關係に於ては、特別に注意せられて居ると明言を致して居る總理大臣にして、斯の如き間接とは言ひながら政府關係の問題、殊に此武器がどの手に歸すると云ふことが、支那內亂に更に火の手を揚ぐべき原因となるべき事柄に付て、新聞では見たやうであると云ふ位の答辯を爲すと云ふことは、驚き入つたる冷淡不誠實なる擧動と感じたのである（拍手起る）今日に於ても新聞紙で見たやうであると云ふ以上の答辯は爲し得ぬのであるか、其後取調べられた事柄はどうなつたのであるかと云ふ、若し答辯が出來るならば是非承ひたいのであります、是は露國關係に於ては餘程の影響を生ずべき事柄である（「今日はそんな詰らぬ事を言うて居る場合でない」と呼ふ者あり）從來の實績に付て見ますれば、彼の張作霖と云ふ人は、我が勢力範圍とも云ふべき地に居つて其總督を致して居ります爲に、大抵の事情は帝國政府の意向を略々推察しなければ容易に動くことをせぬ人であります、其人が帝國政府の口入れに依り、政府の手から出た所の武器が泰平公司の手を經たればとて、支那に到著したる場合に於て、橫合から出て之を掠奪致したと云ふ如きことは……（「問題外だ」「何を言つて居るのだ」「默れ」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

○尾崎行雄君 斷じて有り得べからざる事柄と天下一般は推察を致して居ります（「簡單に」と呼ふ者あり）其張作霖なる者が武器を掠奪致して、而して其武器を以て兵を北京に進め、馮總統に向つては何日以內、若くは何時間以內に段を總理大臣と爲すにあらずんば、更に兵を北京に進めるぞと云ふ如き脅迫を致して居ることも、世間に周く傳へられた事實であります、更に甚しきに至つては徐樹錚なる者――馮總統に反對する政治家中の餘程の働き手と聞えたる所の徐樹錚なる者は、人に向つて吾々は日本から來つた所の武器を持ち、張作霖を以て武力的壓力を大總統に加へて……

○議長（大岡育造君） 尾崎君――尾崎君、如何なる事が新聞にあらうとも、今日は外務大臣の演說に對するの質問であります、範圍の限られたる場合には範圍を御守りにならなければなりませぬ。

○尾崎行雄君 出來る丈範圍を守つて居ります（「そんな質問は閉會後にやれ」「默れ」と呼ふ者あり）又國際的關係に於て重大なる問題であります、故に是等の記事を對照し來れば、支那の現狀が如何なる狀態にあつて其後ろにはどう云ふ綱が引かれて居るかと云ふことも、世界は略々想像するのである（「誰も聽いて居らないぞ」と呼ふ者あり）之に對して我帝國の地位を明かにし、世界的信用を維持することは帝國政府の責任ではありませぬか、是等の事は本員問はずとも、外務大臣たる者は進んで之を說明すべき筈と思ひます、故に併せて此事も問ふて置きます、又是まで總理大臣及外務大臣の答辯は、天下周知の事實、而も其事實は關係國に於ては全く承知致して居るべき事實に對してすらも、極めて曖昧不誠實、但しは反對にも解釋せらるべき答辯を致して居ります、其結果はどうなります、事實を知らない國に於ては兎に角、事實を知つて居る相手の政治家が、此總理大臣及外務大臣の答辯を見て斯の如き、虛僞と云ふことは言はずとも事實は違ふた答辯を致して恬然として居る、不誠實なる答辯を致すと云ふことを、事實に就て關係諸國の政治家が見ますれば此に於て帝國政府に對する不信用が來るのである、帝國政府に對する不信用は取りも直さず帝國國民に對する不信用となるのであります、故に我帝國の利害を思ひ體面を重んじ、今日の答辯に於ては從來の如く唯だ一時を胡魔化す所の不誠實の答辯を致して列國の間に信を失ふが如き擧動に出でざらん事を希望致します（拍手起る）

〔「答辯の必要なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 本野外務大臣。

〔國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇〕

〔「簡單に願ひます」「もう答辯は要りませぬ」と呼ふ者あり〕

○國務大臣（法學博士子爵本野一郎君） 諸君唯今尾崎君から色々の御質問がありましたが、先づ其要點に就て簡單に御答を致して置きたいと思ひます（「結構々々」「親切に」と呼ふ者あり）露國に對する聲明を今日まで何故しなかつたか、是は甚だ怪しからぬ次第であると云ふやうな御質問でございます、一體露國に對して帝國が親密の關係を維持して行きたいと云ふことは、既に本議會の初から帝國政府が聲明致して居ることでありまして、今日まで少しも渝らぬことであります、今日は最早帝國議會も將に閉じんとする際でありますから、此機會に於て更めて此事を申して置くことが必要であると認めましたから、此機會に於て此事を言つたのであります、帝國政府は露西亞に對しては先程も聲明致しました通り少しも友誼的の信念は渝りませぬ、此事を更めて此機會に於て申して置く方が適當であらうと認めたから言つたのであります、又露西亞を敵と見ない以上は、之に對して援助をするが宜い、此點に付て政府の意見を聽きたいと云ふ御質問であつたやうであります、又一方に於ては援助する方が宜いと云ふ考のやうであるかと思ふと、露西亞の誰かを援助すれば却て露西亞の反感を買ふからどうじやとか一寸分り惡い御質問のやうでありました、併ながら要するに露西亞を援助する、援助せぬ、援助するが宜いか惡いか、如何なる時に於てするが宜いかと云ふやうなことに就ては、政府に於て深く愼重に考慮致して居ることでありますから、左樣御了承あらんことを希望致します、又出兵問題に就ては、聯合與國との間に何か意見の交換があつたであらう、其顚末が知りたいと云ふ御質問のやうでございました、何時ぞや豫算委員會に於ても御質問がありました際に申上げましたやうに、此重大なる時局に對して、聯合與國と帝國政府との間には、事々物々意見の交換は致して居ります、併ながら意見の交換を致して居りますことを、今此公開の議場に於て斯の如き事を言つて居る、斯の如き返事が來たと云ふやうな事を私は一々之を今日明言するの時機ではないと考へますから此事は眞つ平御斷りを致します、又第四に尾崎君が述べられたのは是は尾崎君が今日まで屢々述べられたところであつて、所謂戰爭の目的云々と云ふ事でございます、此事を御數術になつて御述べになつて、更に御質問になつて居る、此點に付きましては政府は既に再三再四本議場に於ても亦委員會に於ても明かに政府の觀る所は述べてありますから、今日之を再び明言する必要はないと思ひます（拍手起る「のう〳〵」「何が明かだ」と呼ふ者あり）唯々茲に一言是非正して置かなければならぬと考へまする事は、先程議長からも御注意がありました點であります、尾崎君の言葉を聽けば帝國は恰も敵國と款を通じて居るが如き〔「のう〳〵」と呼ふ者あり議場騷然〕やうに了解されたのであります（「其通り」「默れ」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

○國務大臣（法學博士子爵本野一郎君） 斯の如き事は斷じて無いと云ふことは言ふ迄もないことでございますが、此點に付きまして、寸毫の疑でもあつてはなりませぬから、私は明かに言明して置きます、聯合與國と戰爭の遂行を最後迄續けねばならぬ、之に對しては帝國は及ぶ限りの盡力をせねばならぬ、又して居ると云ふ事は天下の洽く知る所でありまして（拍手起る）此點に關しては尾崎君は世間に疑が

あるが如き事を言はれましたけれども、此點は斷じてありませぬ（拍手起る）此點は最も私は明確にして置きたいと存するのであります（「國家を重じないからそんな事を言ふのだ」「明瞭なものだ」「默つて聽け」と呼ぶ者あり議場騷然）尙ほ其他細かな問題に付て色々御質問がございました、哈爾賓に於ける「セメノフ」とか云ふ者の行動に付て新聞に彼此出る、是はどうか、どうも政府と致しましては、新聞に色々の誤報が傳はりますのを、之を一々正誤を致すことも出來ぬ次第であります、殊に又尾崎君の言論などに付ても、大分新聞に誤報などが傳つて居るやうでありますが、是等も或は日本の爲に甚だ不利益に感ずるやうな事がありますけれども（拍手起る）私は之を正誤するやうな事は致しませぬ、又此支那問題に付きまして（「痛快々々」と呼ぶ者あり）私は今日聲明致しました問題とは少し懸離れて居るやうでありますが、帝國政府が支那に對して警告をしたとか云ふ事柄があると云ふやうな御話でありますが、南北の協調問題、其他に付きましては、大分世間で八釜敷なつて居ることで、南北の協調とか云ふやうな事は、眞に願はしい事と思つて居りますけれども、政府は今日迄未だ支那に對して警告を與へたと云ふ事はございませぬ、一體斯の如き問題に付きましては、愼重に愼重の考慮を要する事でございます、尾崎君も尙御記憶でございませう、袁世凱の時代に帝政延期勸告と云ふ事が、如何なる始末になつたかと云ふ事は（「ひや〳〵」と呼ぶ者あり）尙御記憶であらうと思ふ（拍手起る）斯の如き例もありますから、支那の事に色々干渉をするとか、勸告をするとか、警告をすると云ふやうな事に付きましては、政府と致しては愼重に愼重の考慮を加へた上でなければ、うつかりした事は出來ぬのであります先づ大體尾崎君の御質問に對しては、是れで盡きて居ると思ひますから是で……

「拍手起る」

○議長（大岡育造君） 尙兩君の通告がありますが、申すまでもなく目下の外交は、非常な重大な時期であると存じます、成るべく言論を御注意になつて、再び議場の喧噪を招くが如きことのないやうに切に希望致して置きます――望月小太郎君。

〔望月小太郎君登壇〕 〔拍手起る〕

○望月小太郎君 諸君、本員は唯今外務大臣の（「簡單々々」と呼ぶ者あり）御演說の範圍に限つて此處に質疑を致して見たいと思ひます、此最終の議會に外務大臣が外交上殊に重大なる問題に對して、唯今の說明を爲すの勇氣に至つては本員は外務大臣が尙ほ一片良心の健在を祝する者であります（「ひや〳〵」と呼ぶ者あり拍手起る）さりながら既に內外に對する此責任を自覺した以上は、外務大臣の說明したる西比利亞出兵問題に對しては、今一層事實の眞相を吾々國民の前に披瀝してこそ當然であると斯樣に考へるのである、（拍手起る）何となれば此西比利亞出兵問題は、諸君が御案內の如く過去三、四週間に於て、內外の人心に向つて一種言ふべからざる不安と動搖とを來し、吾々國民中に於ても、壯丁は今にも動員令に接するかと期待したのである、又財界を初め日本國民全體は、此問題に對して一種名狀すべからざる沈鬱の空氣に今猶ほ閉まれて居るのである（拍手起る）而も此問題に對して當外務大臣が、晝夜兼行此目的を達する事に努力せられたと云ふ事は本員獨り之を知るのみならず諸君も之を認識せられて居られませう（「のう〳〵」と呼ぶ者あり）然るに斯の如き重大なる出兵問題は、而も去る十七日――其所に原君も犬養君も居るが――此日の外交調査會に至つて突如として火の消えた如く、而して今日餘す所の僅に內外に對する疑惑と、顧みて列國からは逆手に或る條件を提出せられんとするが如き境遇に陷つて居るのである（拍手起る）此に於て本員は此西比利亞出兵問題に付て第一に御伺ひ致したい點は左の事柄である、即ち唯今外務大臣自ら辯明せられた如く、事々物々與國間との意見の交換を爲されたと云ふ私の問ひたい第一點は是である、抑々帝國政府が當初與國間と出兵問題に關する其意見交換の出發點は如何であるか、即ち其交涉の動機は何所にあつたのであるか、換言すれば我先づ自ら決心する所あつて他の決心を促したものであるか、或は我は決心せずして唯々他の決心に從つて我の決心を左右せんとしたのであるか、此意見交換の當初に於ける帝國の態度は、自主的であるか服從的であつたかと云ふ論旨である（「そんな事は分つて居る」と呼ぶ者あり）第二に向つて御尋致したいのは、此結果として與國間交涉の經過は、外務大臣としては當然此處に說明せねばならぬ事であると思ふ、第三に於ては若し不幸與國間の意見が一致せざる場合に於ては、帝國の決心は何れにあるかと云ふ此三點を簡明に此處に說明して見たいと思ふて（拍手起る）第一に露獨單獨講和以來、獨逸の露國に對する狀況は、恰も巨人が劍を提げて赤子に臨むが如く、露國は何としても無抵抗無防備……此結果は獨墺の威迫は終に我等の極東に迄及んで居るのである、既に陸軍大臣が去る議場に於ても說明せられた如く、獨墺十萬の捕虜が「ウラル」以東に於て時々刻々武裝を致して、現に「イルクツキ」の如きは、十二月より一月迄の間は過激派反過激派で相半ばして居るにも拘らず、今日は過激派の手に陷り、此獨墺の捕虜は一致致して、獨逸將官の爲に二軍團を訓練せられて居ると云ふことは諸君の御熟知の次第である、又最近に起れる「ブラコウエスチエンスキ」の問題も、是亦獨墺の捕虜が陣頭に立つたと云ふ事は御案內の通りである、寺內總理は西比利亞に於ける獨墺捕虜の如きは、恐るゝに足らぬと言はれて居るが、是は政治を知らざる武將一片の空談である（拍手起る）抑々獨逸の組織は飛躍の前に準備あり、準備の前に設計あり、設計準備、飛躍斯の如くして極東に向つて活躍して居るのである、誰か今日に於て此儘に帝國が之を默視放任致した曉には、浦潮斯德が第二の獨逸の亞細亞に於ける「キール」軍港とならぬと云ふことの保證を致しますか（「しますよ」と呼び拍手起る）又西比利亞線が獨逸の極東に於ける第二の「バクダツト」鐵道と變化しないと誰が斷言致しますか、斯の如く考慮致したならば、我交涉の動機と云ふ其出發點は、即ち自衞の必要に迫つて居つたと云ふことが第一の條件でなければならぬ筈である（拍手起る）現に今日に於ては外務大臣が唯今說明せられた如く波羅的海黑海は既に獨逸に包擁せられて、而して裏海の沿岸から中央亞細亞の「メルフ」迄は、獨逸は殆ど脈絡を取つて居るのである、近き將來に於て阿富汗斯坦より印度の國境に彼の勢力が迫つた曉には、日英同盟の義務として我國は當然之を救はなければならぬ、其袖に移る火は尙ほ未だであるが、西比利亞に於ける眉を焦がす所の焰は目前に迫つて居るのである（拍手起る）是に於て我國は斷乎としたる自衞の必要なきや如何、即ち是が與國間と交涉開始に於ける政府動機の第一點でなければならぬが此點を第一に承りたい、第二は出兵の動機は露國救濟の目的の爲に此交涉を開始した筈である、即ち我は能ふべくんば全露西亞を救濟致したきも我力及ばず、此に於て露國の本土に於て生命財產の安全すらも求めるに處なき其露國民を救ふと云ふことは、日露協約の目的、日英同盟の義務に於て、日本が當然盡すべきことである、此に於て此露西亞を救濟すると云ふ必要は、現に去る十五日の莫斯科に於ての露獨單獨講和會議の評議員數に對しても、三分の一は之に反對を致したが、唯々力及ばざる爲に之を屈服致して居る事實に照しても明白である、即ち彼等は日本と云はず何れかの與國の力が來つて、彼等を救濟致して吳れることを待ちつゝある今日である、此點に於て我國は露國に對しての誠意を披瀝し、決して侵略的若くは我慾的に非ずして、此露國を救濟する目的であると云ふこと、即ち露國新國家の再造せらるゝまで、此極東の守備及び治安を維持すると云ふことを聲明して、然る後出兵すると云ふ、是が與國間交涉第二の出發點でなければならぬ筈である（拍手起る）若し夫れ第三の動機に至つたならば、則ち聯合與國との共同作戰の必要――此の點に於いては、外務大臣は其の說明を隱されると雖も、本員之を露骨に申す、即ち與國の間に於いては確に「イルクツキ」あたり迄、日本の兵を進められたとした處が、格別の效果が無いから、もつと進んで露國の內部に入つて貰ひたいと云ふ希望である、さりながら是れは我に於いて力が足らぬ、此に於いて力は足らぬが我が力のあらむ限り、少くとも「イルクツキ」以東の極東を守備した曉には、第一に浦潮斯德に於ける軍需品にしても、又西比利亞に於ける物資にしても、之れを獨逸墺地利の敵手に陷らないやうに防禦すると云ふ、少くとも、消極的の牽制運動となると云ふことは是亦明白である、斯の如き理由から見ましたならば、我國は此の第一自衞の必要、第二露國の救濟、第三與國間との聯合作戰の爲めに此の交涉を開始した、是れが意見交換に對する出發の動機でなければならぬ、此點に於いて本員は重ねて外務大臣の詳細なる御說明を望みたい（拍手起る）而して最後には與國間との交涉の經過、――此事に付ては外務大臣は唯今此席上で其說明を否認せられて居りまするが、併し與國間に於ては既に此事を言明せられて居る、即ち去る四日に佛蘭西の外務大臣「ピシヨン」氏先づ之を唱へ、九日には英國の外務次官「ロバートセシ

ル一氏、十三日は英國の外務大臣「バルフォーア」氏、及び總理大臣「ロイドジョージ」氏共に此事を言明し、殊に英國總理は英國の議場に於て、此の問題は日本自ら決すべき所のものであると迄警言せられて居るのである、然るに亞米利加に至つては主義としては、日本が獨力西比利亞の治安に任ずる事は反對はしないが、今日の時局に於ては尙ほ其の危難は目前に迫つて居らぬと云ふ一箇條、而して第二には此危難の迫らざる今日に於て、日本の西比利亞に出兵するが如きは、却て露國人多數を驅つて獨逸の懷に入らしむるものであると云ふ、此消極的不贊成の二理由を帝國に通知した筈である、茲に本員の一言申述べたいことがある、即ち日本と米國との間の親密は申す迄もない、又飽まで此親密を熱望する點に於て、本員は決して外務大臣に劣らぬ、さりながら此西比利亞に對する危難を感ずる程度の厚薄に至ては、直接の我等と五千哩の海上を隔つて太平洋の彼岸に於ける亞米利加の感じの程度とは、自から我れ自ら主となつて彼れ客とならなければならぬ、現に茲に一例を以て試に示さう、亞米利加と加奈陀との三千哩の國境に於て若し加奈陀が獨逸と單獨講和を結んだと假定し、此場合に十萬十五萬の獨墺捕虜が其亞米利加の國境を侵し、其治安を紊すと云ふ處のあつた場合に米國は聯合與國の一員だからと云ふて我國の相談を經た後にあらざれば出兵をしないや否やである（拍手起る「ひや〳〵」と呼ぶ者あり）又墨西哥に於ても同一の事である、現に「ルート」氏が昨年亞米利加よりして露西亞に行つた時に於ては現に外務大臣も言明せられた如く（「簡單」と呼ぶ者あり）簡單では分らぬ問題である、此露國に向つて赴いたる「ルート」氏は、一言半句も日本に相談はしなかつたのである、是等の趣意に付ては日本自ら米國に向つて十分に說明の餘地があらうと思ふ、又亞米利加の提議せる第二の不安、即ち此際日本が出兵すれば露西亞人をして獨逸の懷に入らしむるものであると云ふ論據が正しいとしたならば、出兵をせず救濟をしなかつたならば、無備無力の全露國民は悉く獨逸に屈服するものであると云ふ論理は、更に一層正しくならざるを得ないのである（拍手起る）以上の理論に於て日本の此西比利亞出兵交涉の動機は唯々東洋の治安維持、極東の守備、即ち第一、我が自衞の必要、第二、露國の救濟、第三、與國間共同作戰の必要――此三點から起つて、聯合與國と交涉を爲されたと本員は信ずるが、此三點に付て外務大臣の更に詳細なる御說明を願ひたいのである、而して最後に外務大臣は斯樣に言はれた、即ち與國より共同的提議が無い以上は云々と言葉を殘されましたが、不幸にして此與國間の意見が一致せざる場合に於ては、帝國は出兵をしないと云ふのであるか、即ち出兵打切りと云ふ意味であるか、是が承りたい外務大臣は動もすれば愼重に愼重の考慮を費すと言ふ、凡そ古より愼重の考慮とは、無能なる外交官が最後の隱れ場所である（拍手起る）斯る曖昧なる文句を言はずして、我帝國の態度を分明に詳細に茲に說明せられんことを要求する爲に、此簡單なる質疑を提出致したのであります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　本野外務大臣。

〔國務大臣法學博士子爵本野一郞君登壇〕

〔「答辯の必要なし」「何遍答辯しても同じ事だ」と呼ふ者あり〕

○國務大臣（法學博士子爵本野一郞君）　唯今望月君から縷々御意見を述べられました、御意見の程は恭しく拜聽致して置きます、唯々御質問の點に付きましては、私は尾崎君の御質問に對して答へて置きました事で十分盡きて居ると信じます（「分らぬから聽くのだ」「分つて居る」と呼ふ者あり）又是以上御答致すことは出來ませぬから御斷りを致します。

〔「無能々々」と呼ふ者あり拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　質問は是にて終了致しました依て日程に入ります、日程第一、共通法案第一讀會の續を開きます、委員長政尾藤吉君、報告を求めます。

○恒松隆慶君　市町村吏員優遇に關する委員會を開きたいと思ひます、第三委員室に御出席を願ひます

第一　共通法案（政府提出、貴族院送付）

第一讀會の續（委員長報告）

〔法學博士政尾藤吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○法學博士政尾藤吉君　諸君、本員は爰に共通法案委員會の經過及結果を御報告致します、委員會は前後十回に亙る開會を致しまして最も嚴重なる審議を遂げました、今順序と致しまして政府が此案を提出致しましたる理由として說明致しましたる所を簡單に御紹介致します、第一は內地と殖民地との間の法規の牴觸に依て起ります所の不便を排除したいと云ふのであります、日本と外國との法律の牴觸の場合には如何にすれば宜いかと云ふことは、是は我國では法例に規定してあります、併ながら殖民地は外國でありませぬから、殖民地の法規と內地の法規との牴觸致しましたる場合には、如何にしたら宜いかと云ふことは、法例には規定してないのであります、之に依て起る所の不便を排除したいと云ふのが、此共通法の一つの目的であります、第二は內地と殖民地との間に戶籍の連絡を缺いて居ることに依て起る所の不便を排除したいと云ふのであります、日本人と外國人との婚姻は何等差支ない事となつて居る今日であります、そこで若し日本人が外國人と婚姻を致せば、如何なる法律關係が起るか、如何なる親族關係が起るかと云ふことは、民法國籍法其他の法律に規定してあることでございまするが、內地人と殖民地の人との間には婚姻が行はれないのであります固より內地の人と殖民地の人とが同樣を致すこともあります、其間に子供の生れることもありますが、併ながらそれ等の男女の間には、夫婦の關係も成立つて居らず、此父親と子供との間には親子の關係も成立たぬのであります、殖民政策の上から見ますと殖民地人と內地人との婚姻に依りて親族關係を生じ殖民地の人をして帝國の統治に謳歌せしめるやうにすると云ふことは、奬勵すべき事であると言ふ人もあるのであります、然るに此戶籍の連絡の不備から致しまして、內地人と殖民地人との間に親族關係を結ぶと云ふことは出來ぬ、此不備を補ふと云ふのが共通法の又もう一つの目的であります、第三は會社法の共通を缺いて居ることに依て起る不都合を排除すると云ふのであります、今日は朝鮮臺灣等に於て朝鮮の會社令臺灣の會社令に依て、成立して居る所の多くの會社があります、是等の會社の中には內地に營業所を持つて居り內地に工場を持つて居り內地に多大の財產を持つて居るものもあります、是等の會社は日本の會社でもなければ外國の會社でもないそこで我國の法律に依りますれば、日本の會社と外國の會社と云ふものはあるが其中間に立つ所のものは無いのであるから殖民地の會社として特に認める階級のものは無いのでありまするから、法律の眼から見れば、日本の會社でもなければ外國の會社でもない得體の分らぬものになつて仕舞ふのでありますそこで委員會に於きまして憲政會の委員櫻井軍之佐君と政府委員との間に此點に付ての質問應答に依て察しますると、隨分奇妙なる狀態が起つて來るのであります、例へば臺灣の大會社が內地で大規模の工場を持つて居る、多大の財產を持つて居る、是等の財產は法律の認めない所の者が持つて居るのでありますから、法律上嚴格に言へば無主物である、然らば人が無主物として占領することが出來るか、嚴格に言へば出來る筈であるが、官憲に於て左樣に取扱ふことも出來ぬのである、又是等の大會社が內地で持つて居りまする營業所、工場、財產に對して政府が課稅をせんとする時、日本の會社でもない、外國の會社でもない、得體の分らないものでありまするから、課稅の本體が――主體が分らぬのである、然らば是等のものは無稅として放つて置くかと云ふに左樣な譯にも參らぬ、それで官憲に於ても、會社の當事者自身に於ても、屢々不便を感ずるのでありまして、共通法は此不便を排除しやうと云ふのが又一つの目的であります、第四に內地と殖民地間に於て破產の宣告の効果に付て、共通を缺いて居るのであります、今日では內地人が殖民地で財產を持つて居ることもあり、殖民地人が內地で財產を持つて居ることもある、一朝此種の人が破產の宣告を受けました場合に、內地で受けた破產の宣告は臺灣、朝鮮、關東州に於ける財產に効果を及ぼさず、殖民地に於て受けましたる破產の宣告は、內地又は其他の殖民地に於て効果を及ぼさずそれ故に場合に依ては一人の人に對して、內地に於ても破產申請の手續をせねばならず、朝鮮に於ても、關東州に於ても、臺灣に於ても、別々に破產申請の手續をせねばならぬと云ふ不便が起つて來るのであります、共通法は此不便を排除したいと云ふのであります、第五に公正證書及公文書の効力、それが今日の所では共通を缺いて居る、內地で作りました公正證書は、殖民地に行つて効力無く殖民地に於て作りました公正證書は、內地又は殖民地間相互に効力無く、此點も補ひたいと云ふのであります、第六は犯罪處罰の連絡の無いことであります、外國人が外國で犯罪を行ひ、日本へ逃亡して參りました時には、逃亡犯罪人引渡條約に依て之を外國の官憲に引渡すことも出來る、又刑法の條文に照して之を處罰する場合もあるのでありま

す、併ながら殖民地は外國でありませぬから、殖民地と逃亡罪人引渡條約が結ばれて居らう筈もなし、それ故に殖民地で犯罪を行ひましたる者が、內地へ逃亡して參りました場合に、之を逮捕して引渡すと云ふ引渡條約もありませず、又之を內地で處罰する刑法の條文が無いのであります、外國で犯したる犯罪は處罰する條文はあつても、殖民地で犯したる犯罪は處罰する條文が無いのであります、それ故に共通法は此不都合を排除したいと云ふのであります、最後に刑の効果に共通の無いことに依て起る不都合を排除したいと云ふのであります、例へば殖民地に於て再三處罰せられたる所の者が、內地へ參りまして、又々犯罪を行ひましたる場合に、其者は刑法の再犯加重の原則の適用を受けないのであります、其者は恰も初めて罪を犯した者であるかの如く取扱はねばならぬのであります、再犯加重の原則の適用が出來ぬのであります、其不都合を補ひたいと云ふのであります、又もう一つは既に處刑せられたる所の者であれば、公職に就く資格を失つて居る筈であるけれども、殖民地に於て處刑せられたる所の者が內地へ參りましたる時には、處刑せられたことの無いものとして見ねばならぬのでありますから、公職に就く資格を奪ふと云ふことも出來ぬのであります、是等の不備を補ひたいと云ふのが、共通法案提出の主なる理由として政府の說明致しましたる所のものであります、之に對しまして委員から色々質問が出ましたのでありますが、其主なるものを御紹介致しますれば、何故に內地の法例を殖民地に適用しないのであるか、法例を少しく改正すれば、之を殖民地に於て適用の出來るやうになるではないか、之に對する政府の答辯は、成程法例を改正すれば殖民地で適用の出來るやうに改正の出來ぬことはあるまい、併ながら其改正は少しの改正では出來まい、大改正でなくてはならぬであらう、又假令大改正を施して殖民地に適用の出來るやうにしても、唯々民事のこと丈である、刑事には適用が出來ぬのである、共通法の目的とする所の一半しか補ふ事は出來ぬのである、もう一つは何故に內地の法律を其儘殖民地に適用しないのであるか、御承知の通り朝鮮臺灣等に於きましては內地の民法、內地の刑法などを殆ど其儘朝鮮に於ては制令、臺灣に於ては律令に依て發布して施行して居るのでありますから、實體に於て同樣であるから、態々朝鮮に於ては制令と云ふ幕を被せ臺灣に於ては律令と云ふ幕を被せて、一皮幕を隔てて施行せんければならぬ事はないではないか、日本の法律を其儘適用すれば、宜いではないか、斯う云ふ質問であります、それに對して政府の答辯は、殖民地に於ては內地の法律を其儘適用することの出來ぬ事情がある、それ故に民法刑法等の法律を殖民地に於て制令又は律令として發布する時にも、一部分は取省いて、施行することもあり、又一部分は變更して施行することもある、此に於て制令又は律令と云ふことにして發布する必要か起つて來るのである又民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、是等の法典を除いた其他の單行法に至つては、其土地其土地の事情に照し、必要に應じて總督が發布するのであるから、矢張制令又は律令として發布する必要が起つて來るのである、もう一つは何故に司法機關を統一しないのであるか、殖民地に特別の司法機關を置くから、此樣な共通法と云ふ如き法律の必要が起つて來るのであらう、若し殖民地の裁判所を全部司法省の管轄として、內地の大審院の配下に置いて統一するならば、此樣な法律の必要は起らぬではないか此質問に對し政府はそれは司法機關の統一と云ふことは、政府に於ても希望する所であるけれども、未だ機運の熟せざるを以て遺憾とする、斯う云ふことであります、又如何にして此共通法の解釋を統一するかと云ふ質問であります、此質問に對して、政府は共通法の解釋は左程困難なことゝは考へて居らぬそれ故に共通法の解釋が左程區々に分れて行くであらうとは慮れぬのである、斯う云ふ答辯でありましたが、元と此質問は政友會の委員前田米藏君に依て發せられた質問でありまして、此質問に對して政府か唯今御紹介申す所の答辯を致しましてから後に、更に前田君が此共通法案の或部分と或部分との權衡に付て政府委員に質問するに及びまして、政府委員が其解釋として與へましたる所の答辯が區々に別れたのであります、有松法制局長官、山田法制局參事官、豐島司法省法務局長と、此の三君の解釋が別々になつたのであります、それはまだしもでありまするが、其の次の委員會の劈頭第一に於きまして、政府委員から前回の委員會に於ける答辯の訂正の申出がありました、今度は前回の委員會に於て有松君、山田君、豐島君、皆ばら〳〵に別れて區々の說明をしたのを、山內司法省參事官が更に全部取消して仕舞ふて、もう一つ新しい解釋を與へたのであります、有松君は頭腦明晰の人、雄辯の人として尊敬せられて居る人である、山田君は國際私法の大家として、帝國大學の國際私法擔任の敎授として一世の尊敬を受けて居る人である、豐島君は司法省の法務局長として、全國の裁判所から法律の疑義に付いて伺を出した時に、之れに對して訓令を發する御役人である、是等の御役人が皆區々に別れたる所の解釋を致しまして、更にそれを山內司法省參事官が取消して、もう一つ新しい解釋を與へた、即ち前田君の質問に依つて政府委員は支離滅裂になつたと云ふ有樣であります、之を以て見ても共通法の解釋の統一を圖ると云ふことは餘程困難な事であらうと云ふことは察せられるのであります、要するに委員會に於きまする質問應答の歸著する點は、內地殖民地間の立法制度の統一を圖る必要と、內地殖民地間の司法制度の統一を圖る必要と、本法解釋の統一を圖る必要と云ふ、此點に歸著するのであります、仍て委員會に於きまして、委員磯部尙君の提議に依りまして、政府に對し下の如き附帶條件を附して本案を可決しやうと云ふ提議があつたのであります、即ち一、政府は本法の解釋を統一せしむる爲め必要なる機關を設くべし、二政府は速に內地殖民地間に於ける司法及立法制度統一の實を擧ぐべし、此の提議をせらるゝに當りまして、磯部君は政友會委員の意見を代表致しまして、本案は少しも滿足なる案とは思はぬ、政府委員の答辯が支離滅裂となつたことに徵して見ても甚だ疑しい法律案である、解釋に苦しむ法律案である、併ながら會期切迫の此の場合、此案を修正すると云ふ餘日もないのであるから、それ故に政府に對して此附帶決議を添えて、さうして此案を可決したいと云ふ、斯う云ふ說明があつたので有ますそれに對して寺內總理大臣は委員會に親しく出席せられまして、此附帶決議の趣旨、磯部君の希望の趣旨を了解せられまして、下の如き言明を與へられたのであります、即ち一、政府は本案實施の成績に見て、其解釋の區々に渉り、本法施行上支障を生ずるが如き事あれば、適當なる方法を講ずることに付き考慮すべし、二、司法及立法制度の統一は、殖民地の現況に照し今之を實行し難しと思慮するも、政府は漸次殖民地の發達を促し、其機運に達せんことを希望すと、斯の如く聲明せられたのであります此に於て憲政會委員柵瀨君は、更に政府に對し行政法規の共通を圖る必要に付て所見及希望を述べられたのであります、それに對し寺內總理大臣は柵瀨君の希望を諒得せられたる旨を御答辯になりまして、更に憲政會委員齋藤隆夫君は、政府と齋藤君とは憲法上の見解を異にして居る、若し齋藤君が政府と憲法上の見解を同うして居つたならば、此法案を帝國議會に於て議して、さうして法律として關東州に持つて行つて行ふと云ふ事は違憲の事である、憲法違反である、けれどもが、齋藤君は政府と憲法上の見解を異にして居る、齋藤君の見解に依れば、此關東州にも行ふべき此法律を、帝國議會で議すると云ふ事は憲法違反ではない、それ故に齋藤君は此法案に賛成することを躊躇しないと云ふ、齋藤君一流の憲法論に加へて、齋藤君が何故に此法案に反對せずに賛成せられるかと云ふ憲法上の理由を明にせられまして此に於て採決致しましたる所、全會一致を以て可決致しましたのでありまするからして、何卒諸君に於かせられましても、全會一致を以て可決確定あらんことを切に希望致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否やを諮ります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長　大岡育造君）　御異議がなければ本案は二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君　直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告通り可決確定せられんことを希望致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はないと認めます、依て直ちに第二讀會を開き、議案全部を議題と致します。

共通法案　第二讀會（確定議）

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、依て三讀會を省略し本案の可決確定したることを宣告致します——是にて暫時休憩致します。

午後零時一分休憩

午後一時三十九分開議

○議長　大岡育造君）　報告があります。

（書記朗讀）

一貴族院は本院の送付に係る左の議案に對し承諾することを議決したる旨同院より通牒を受領せり

大正五年度豫備金支出の件（承諾を求むる件）
大正五年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件（承諾を求むる件）
大正五年度特別會計豫備金支出の件（承諾を求むる件）
大正五年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件（承諾を求むる件）
大正五年度大正三年臨時事件豫備費支出の件（承諾を求むる件）
大正五年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件（承諾を求むる件）
大正五年度帝國鐵道積立金支出の件（承諾を求むる件）
大正五年度帝國鐵道積立金外に於て豫算超過支出の件（承諾を求むる件）

一貴族院は本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

（第二號）大正七年度歳入歳出總豫算追加案
（第三號）大正七年度歳入歳出總豫算追加案
（第二號）大正六年度歳入歳出總豫算追加案
（第二號）臨時軍事費豫算追加案
（特第一號）大正七年度各特別會計歳入歳出豫算追加案
（追第二號）豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件
（第四號）大正七年度歳入歳出總豫算追加案
（追第三號）豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

一政府より受領したる答辯書左の如し

同盟罷工と職工保護に關する件（後藤內務大臣、加藤海軍大臣、仲小路農商務大臣）
朝鮮警務機關の組織に關する件（寺內內閣總理大臣、大島陸軍大臣）
青森驛海陸連絡並設備に關する件（寺內內閣總理大臣）
時局に對應すへき內治外交に關する件（本野外務大臣、仲小路農商務大臣、勝田大藏大臣）
鐵道運輸に關する件（寺內內閣總理大臣）
在布哇同胞日本服著用禁止に關する件（本野外務大臣）
對米移民問題に關する件（本野外務大臣）
時局に關する件（本野外務大臣）
食料の增加及其貯藏法研究に關する件（仲小路農商務大臣）
露領勘察加の割讓並露領沿海州漁業權の割讓に關する件（本野外務大臣、仲小路農商務大臣）
外國共同居留地域內に於ける取引所設置認可に關する件（本野外務大臣、仲小路農商務大臣）
關東都督府及南滿洲鐵道株式會社所在地に關する件（寺內內閣總理大臣）
炭價昂騰の趨勢と其の調節策に關する件（仲小路農商務大臣）
傳染病研究所に於ける肺ペスト豫防措置に關する再質問の件（岡田文部大臣）
文部省齒科醫師試驗場附屬療院に關する件（岡田文部大臣）
紙價調節に關する再質問の件（仲小路農商務大臣、岡田文部大臣）
地方長官の府縣制蹂躪に關する再質問の件（後藤內務大臣）
對露對支政策に關する件（本野外務大臣）

大正七年三月二十四日
內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員土井權大君提出同盟罷工と職工保護に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員土井權大君提出同盟罷工と職工保護に關する質問に對する答辯書

一同盟罷工の頻發は產業上最も憂ふへきことに屬するを以て政府は之か防止に關し不斷の留意を怠らす

二同盟罷工に關する政策としては事業主と被傭者との間に意志の疎隔なからしむる爲出來得る丈兩者の關係を親密ならしむると共に事業主をして其の經濟の許す限り被傭者の康寧福利の爲め力を致さしむるに在り其の他の施設に付ては其の關係する所極めて廣きを以て愼重調查中に屬す

三及四產業組合の設立及普及は從來政府の最も注意し來りたる所にして組合の目的及必要並經營方法等の講習講話に努め或は產業組合中央會をして組合の理事者たるへき者の養成を爲さしむるか如き皆此の普及を圖らむとするの趣旨に外ならす職工購買組合の設立奬勵に付ても亦之を忽にするものに非す

五及六官役職工の購買組合に關しても相當の注意を爲しつゝあり然れとも今日に於て其の數未た多きに達せさるは蓋し組合に加入するは相當の出資を必要とすること及職工の異動多きこと等相當困難の事情あるに依る

七商業の中心地に遠かりたる海軍工廠所在地に在りて其の官役職工をして日用購買組合を組織せしむるか如きは最も有益の事に屬す政府は之か設立奬勵に關し必要の注意を懈らす

右及答辯候也

大正七年三月二十四日
內務大臣男爵後藤新平
海軍大臣　加藤友三郎
農商務大臣　仲小路廉

大正七年三月二十四日
內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員陣軍吉君提出朝鮮警務機關の組織に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員陣軍吉君提出朝鮮警務機關の組織に關する質問に對する答辯書

政府は朝鮮の現狀に照し現行警務機關の組織を適當と認むるか故に目下の處之を改定するの意なし

右及答辯候也

大正七年三月二十七日
內閣總理大臣伯爵寺內正毅
陸軍大臣　大島健一

大正七年三月二十五日
內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員工藤卓爾君提出青森驛海陸連絡並設備に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員工藤卓爾君提出青森驛海陸連絡並設備に關する質問に對する答辯書

一青森驛海陸連絡の設備は夙に決定せる設計を變更するの要を認め目下青森縣と協定中なり右決定の上青森驛の改良設計を定むる豫定なり

二前項青森驛改築の場合は東北本線と奧羽線との連絡も自然改善せらるゝものなり

右及答辯候也

大正七年三月二十五日
內閣總理大臣伯爵寺內正毅

大正七年三月二十五日
內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員近藤達兒君提出在布哇同胞日本服著用禁止に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員近藤達兒君提出在布哇同胞日本服著用禁止に關する質問に對する答辯書

質問の事項に關しては政府は未た在布哇帝國總領事より何等の報告に接せす尤も從來同總領事か同地在留の本邦人中不體裁なる服裝を爲すものあるを憂ひ邦人有識者と協力して相當注意を與へ居るの事實は之れあるも一般に日本服著用を禁止せりとの報道は事實に非すと認む

右及答辯候也

大正七年三月二十五日
外務大臣法學博士子爵本野一郎

大正七年三月二十五日
內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員小西和君提出時局に對應すへき內治外交に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員小西和君提出時局に對應すへき內治外交に關する質問に對する答辯書

一現戰爭に對する帝國の態度に關しては從來に於ても屢次宣明せる處ありたるか爾後に於ても亦同樣必要に應し之か開示を怠らさるへし

二本件に關しては在米代理大使に問合たる處其事實無き旨回電に接したり

三海外貿易の發展促進を圖らんか爲に特殊の機關を設くるの必要なるは政府も亦夙に之を認め常に畫策を怠らす曩に農商務省に臨時產業調查局を設けて諸般の調查を行はしめ今又新に新嘉坡

及哈爾賓に商品陳列館を設置するの計畫を樹てたり尚將來必要に應し海外發展に對する適當なる施設を完成せんことを期す

四時局の推移に鑑み國民の堅實なる思想を涵養し其勤儉の氣風を作興するに付ては政府は各種の機關及施設に依りて絕へす之か指導促進に努むる所ありと雖内外の情勢に察し更に其必要の切なるものあるを覺ゆるか故に今後一層力を致す所あらんとす

五露國に對する債券の確保に關しては獨り帝國政府のみならす聯合與國並中立國政府に於て種々講究を怠らさる所なるも露國中央權力の確立を見さる間は之か解決を圖ること全然不可能なるに付本年二月初旬過激派政府に於て外債廢棄宣言を發表したる際在露帝國大使に於て聯合與國並中立國代表者と共に非公式に抗議を提出したる外何等の措置を採りたることなし但し將來適當の時機に至らは之れか善後の措置を講すへきは勿論の義なり

右及答辯候也

大正七年三月二十五日

内務大臣男爵後藤新平

外務大臣法學博士子爵本野一郎

農商務大臣仲小路廉

大藏大臣勝田主計

大正七年三月二十五日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員北井波治目君提出鐵道運輸に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員北井波治目君提出鐵道運輸に關する質問に對する答辯書

一大正元年以降の貨物發送噸數は

大正元年　二一、五三七、三四五噸

大正二年　二六、三四八、三六二

大正三年　三五、二七二、八五五

大正四年　三五、八〇〇、六六四

大正五年　四二、一〇〇、七三四

大正六年　四七、四二六、七六八

にして最近一、二年に於ては異例なる增送を爲し居れり目下貨物停滯の大なる理由は一般經濟界の發展の伴ふ自然增加並海運賃の暴騰及船腹不足に基き海運貨物が鐵道に移りたる爲不自然に且急激に增加を來せるに基因す

二運送貨物增加に對應し大正七年度に於ては機關車一五〇輛貨車二五〇〇輛を增備し一方停車場其他の改良工事を督勵し以て輸送力の充實に努めむとす

三常磐線の石炭輸送成績は

大正四年　二、〇三三、一三八噸

大正五年　二、〇七三、二七八

大正六年　二、二九六、三三六

にして累年增加を示せり然りと雖も客年末來院用炭の輸出數量增加に伴ひ營業炭幾分減少せる傾向あるを以て目下之が輸送方手配中なり

四常磐線の機關車牽引力に對する輸送車數割合は九割七分に當り本質問の如き牽引餘力を存せす

五東北方面に於ける貨物移動の狀況は東京を中心として集注する關係上上り貨物(東京方面行)は下り貨物(青森方面行)に比し多量なるを常とす故に上下運送數量の差に相當する貨車は空車にて下り方面に廻送補充を要するものにして之を利用し得る途あるものは出來得る限り之を利用する考なり

六從事員の增加に關しては極力之か充實を計り一方臨時增給及手當を支給し作業効率の增集を計りつゝあり

貨車積卸は荷主の負擔なるを以て運送取扱人を督勵し貨物積卸時間を短縮せり

七一般に恐慌を來せるを認めす

右及答辯候也

大正七年三月二十五日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

大正七年三月二十五日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員早速整爾君外九名提出對米移民問題に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員早速整爾君外九名提出對米移民問題に關する質問に對する答辯書

一明治四十一年締結高平ルート紳士協約なるもの存在せさるも質問の趣旨か所謂日米紳士協約を指すものなるに於ては政府は目下の處之を撤廢するの意思を有せす

一米國事業界に於ける勞働者の需要に應し本邦勞働者供給の途を開拓せんとすることに關しては政府は現下の事情に於て之か實行可能なりと認めす

一旅券下附手續を迅速且つ簡便ならしむることに付ては政府は出來得る限り質問者の希望に副はんことを期す

一移民準備教育移民地聯絡機關の設立及金融問題に關しては政府に於ては相當の考慮を加へんとす

右及答辯候也

大正七年三月二十五日

外務大臣法學博士子爵本野一郎

大正七年三月二十五日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員押川方義君提出時局に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員押川方義君提出時局に關する質問に對する答辯書

時局に關し帝國と聯合與國との間には從來絕へす意見の交換ありたるも未た、其の性質及範圍を公表するの時機に達せす將又現下露國の擾亂に至りては政府は愼重以て事態の發展に注意すると共に露國國民一般に對しては深く其不幸に同情を寄せ依然同國民と輯睦の關係を持續せむことを念とするものなり

右及答辯候也

大正七年三月二十五日

外務大臣法學博士子爵本野一郎

大正七年三月二十五日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員赤間嘉之吉君提出食料の增加及其の貯藏法研究に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員赤間嘉之吉君提出食料の增加及其の貯藏法研究に關する質問に對する答辯書

政府は從來耕地整理を奬勵する爲府縣に對し補助金を交付し主として現耕地改良の實を擧けつゝあり又今後新に耕地擴張を奬勵するの急要を認め先つ明年度より土地利用に關する經費を要求したり而して其の實施に伴ない進んて、必要なる實行上の計畫を定むる見込を以て考慮を加へつゝあり斯の如く耕地改良及擴張の兩方面の事業に付緩急を圖り施設する所あるを以て今特に耕地排水整理費補助金を增額することなくとも奬勵上別段の支障なしと認む

尙米穀の貯藏に關しては夙に之が研究の必要を認め大正五年度より一定の計畫を定め引續き研究中に屬す其の他穀菽類の利用及貯藏に關しても事情の許す範圍に於て相當研究する所あらんとす

右及答辯候也

大正七年三月二十五日

農商務大臣仲小路廉

大正七年三月二十五日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員田中萬逸君提出露領勘察加の割讓並露領沿海州漁業權の割讓に關する質問に對する別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員田中萬逸君提出露領勘察加の割讓並露領沿海州漁業權の割讓に關する質問に對する答辯書

米國が露領勘察加を買收し又は米國人が日本の沿海州に於ける漁業權を侵害するの企畫ありと云ふか如き風說に付ては政府は何等其の事實あるを認めす

右及答辯候也

大正七年三月二十五日

外務大臣法學博士子爵本野一郎

農商務大臣仲小路廉

大正七年三月二十五日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員森田茂君外一名提出外國共同居留地域内に於ける取引所設置認可に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員森田茂君外一名提出外國共同居留地域內に於ける取引所設置認可に關する質問に對する答辯書

一在上海帝國總領事は上海外國共同居留地域內に於て本邦人か株式及商品の賣買の目的とする取引所の設立を認可するの權限を有す

二在上海帝國總領事は島德蔵外十數名より本邦に於て株式會社上海取引所設立の上上海に於て其營業認可方に關する出願に對し一定の條件の下に之を認可すへき旨を示達したり

三我現行取引所法は支那に於て適用せられさるを以て在上海帝國總領事は前顯取引所の經營に關し必要の命令條件を下すの外大體現行取引所法及其附屬命令等に準し之れか監督又は取締を爲す方針なり

四第二項の通り

五第二項の通りなるを以て今後本邦人にして同一の目的に依り別に取引所を設置せんとするものあるも在上海帝國總領事は之を默認せらるへし

右及答辯候也

大正七年三月二十五日

外務大臣法學博士子爵本野一郎

農商務大臣仲小路廉

大正七年三月二十五日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員松本誠之君提出關東都督府及南滿洲鐵道株式會社所在地に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員松本誠之君提出關東都督府及南滿洲鐵道株式會社所在地に關する質問に對する答辯書

政府は目下の所關東都督府及南滿洲鐵道株式會社の所在地を以て不適當と認めす

大正七年三月二十五日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

大正七年三月二十五日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員田中善立君外二名提出炭價昂騰の趨勢と其の調節策に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員田中善立君外二名提出炭價昂騰の趨勢と其調節策に關する質問に對する答辯書

炭價騰貴の諸工業に及ほす影響に付ては政府に於ても固より充分の注意を拂ひ炭價昂騰の趨勢を助長すへき原因の排除に力めつゝあり而して政府は經濟事情の變化に應し必要ありと認むるときは炭價調節上必要なる措置を執るへし

右及答辯候也

大正七年三月二十五日

農商務大臣仲小路廉

大正七年三月二十六日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員土屋清三郎君提出傳染病研究所に於ける肺ペスト豫防措置に關する再質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員土屋清三郎君提出傳染病研究所に於ける肺ペスト豫防措置に關する再質問に對する答辯書

一痘苗血清等は內容包裝共に毫も病毒の危險無し

二前回の答辯書に依りて承知せられたし

右及答辯候也

大正七年三月二十六日

文部大臣岡田良平

大正七年三月二十六日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員田中萬逸君外一名提出文部省齒科醫師試驗場附屬療院に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員田中萬逸君外一名提出文部省齒科醫師試驗場附屬療院に關する質問に對する答辯書

一齒科醫師試驗附屬療院は收益を目的として設立せるものにあらさるは勿論なりと雖も施療患者の外治療材料等に要する相當の費用を徵收する幾分の私費患者を取扱ふも何等の不都合なし

二治療材料費は收入を限度として支出するものなるか故に過剩を生することなし

三に依りて承知せられたし

四施療患者のみにては試驗用患者に不足を生することあるを以て特に本人の承諾を經て私費患者を試驗用に供することあるは免れ難き所なり

五齒科療院に於て幾分の私費患者を取扱ひ相當の治療費を徵收するは官立醫學校附屬病院等に於て私費患者を收容する場合と同しく之を以て民間の業務を妨害するものと謂ふことを得す

六齒科療院の費用は全部政府の支出する所にして島峰博士か私財を投したりと謂ふか如きは全く事實無根なり

七齒科療院は大正六年度實行豫算を以て其の建築に著手し尚大正七年度に於て之を增築費を要求せるものなり

右及答辯候也

大正七年三月二十六日

文部大臣岡田良平

大正七年三月二十六日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員小泉又次郎君提出紙價調節に關する再質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員小泉又次郎君提出紙價調節に關する再質問に對する答辯書

一大正三年九月農商務省令第二十二號に改正を加へて「ザラ紙ヲ除キタル印刷料紙」の輸出を制限したる時より「ザラ紙」の市價は大體に於て甚しく騰貴せす其の內地供給も不足を告けさるものと認む

二及三政府は紙價の騰貴に依り中小學生徒の父兄の負擔を過大ならしめ文運の開發を阻礙すること無からしむ爲「ザラ紙ヲ除キタル印刷料紙」の輸出を制限し其の他必要の取締を實行しつつあり尚將來須要に應し機宜の措置を執るへし

四農商務省令發布以後紙價昂騰の趨勢を緩和したる事實なり尚「ザラ紙ヲ除キタル印刷料紙」の輸出制限以來本年三月十八日迄の處分の狀況を擧くれは輸出出願件數は百五十九件にして內許可したるもの三十八件其の數量は十九萬二千四百四十五封度及八十一連なり不許可の處分を爲したるものは六十七件にして其の數量は二百六十三萬二千三百五十八封度及二萬千三百九十一連なり而して輸出許可を出願したるも省令に指定したる品目以外のものにして許可を要せさるものは五十四件其の數量九十一萬七千二百七十八封度外に九千百十六連及四百三十六萬二千九百五十四枚なり

五質問の如き事實なし

右及答辯候也

大正七年三月二十六日

農商務大臣仲小路廉

文部大臣岡田良平

大正七年三月二十六日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員鈴木富士彌君提出地方長官の府縣制蹂躙に關する再質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員鈴木富士彌君提出地方長官の府縣制蹂躙に關する再質問に對する答辯書

一客年十一月二十九日廣島縣郡部會開會の當日郡部會議長に於ても郡部會開會の手續を執りたりと雖右は府縣制第五十七條第二項及第四十八條に依り議長故障あるものとして年長議員議長の職務を代理して郡部會開會の手續履踐の後なるを以て右郡部會議長の開會手續に對しては法律上の効力を認むるを得す

二議場變更の件は當時縣會休憩中にして何時開會せらるへきや測り難きを以て本縣に於ける先例に基き議員控室を以て議場に充てたるものにして右議場變更に付ては年長議員より各議員に周知の手續をなせり

右及答辯候也

大正七年三月二十六日

內務大臣男爵後藤新平

大正七年三月二十六日

內閣總理大臣伯爵寺內正毅

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員兒玉右二君提出對露對支政策に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員兒玉右二君提出對露對支政策に關する質問に對する答辯書

一「レニン」政府自立以來其の施設及行動の實蹟に就きて考査するに同政府は未た內外に向て露國國民全體を代表するの地位に在るものと認むることを得す國內の情形亦絕へす動搖して中央權力の確立を保すへきものなし是れ帝國政府か聯合與國政府と共に今日迄「レニン」政府を承認するに至らざる所以なり

二帝國は支那と政治上及經濟上最密接なる利害關係を有す從て獨逸か同國に對し侵略政策を執るは帝國の到底看過すること能はさる所なるを以て政府は絕へす右事態の發展に注視し臨機適當の措置を講するに遺算なからむことを期す

右及答辯候也

大正七年三月二十六日

外務大臣法學博士子爵 本野一郎

時局に對應すへき內治外交に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月十五日

提出者 小西和

贊成者 正木照藏 外三十七人

時局に對應すへき內治外交に關する質問主意書

現下の重大なる時局に際しては能く之に對應すへき諸般の內治及外交に付て特に意を注くの要あり而して帝國の威信を發揚し且其の基礎を鞏固にし兼て國民の堅實なる活動に資せさるへからす仍て左の各項に關し政府の所見を質問す

一 帝國か這回の戰爭に參加したる理由は宣戰の詔勅に依て明瞭なりと雖戰局の現狀に鑑み政府は此の際別に具體的の聲明を爲し以て帝國の戰爭に對する意思及目的を內外に徹底せしむるの要ありと信す政府の所見如何

二 在米帝國大使館は本月七日を以て帝國政府は米國に對し商議を遂くるに非されは西伯利方面に於て一兵をも動かすことなかるへき旨を聲明せりと聞く果して然らは帝國の威信を失墜し其の體面を毀損するものに非さるなき乎

三 海外に向て大に貿易產業及經濟上の發展を圖り且之を促進し又補助するの目的を以て有力なる特殊の機關を設け著々其の實行と進捗とに努むるは極めて必要の業なりと認む之に對する政府の所見如何

四 時局の重大なるに鑑み國民をして大に其の精神を作興せしめ以て堅實の思想を尙ひ勤儉の氣風を興さしむるは頗る刻下の急務とする所ならすや之に對する政府の所見如何

五 露國に對する政府及國民の債權を確保し以て損耗を招致するの虞なきに努むるは此の際頗る必要なりと信す政府は之に關し如何なる方法に出てむとする乎

以上各項に付誠實を披瀝し以て詳細なる答辯あらむことを望む

右及質問候也

在布哇同胞日本服著用禁止に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月二十日

提出者 近藤達兒

贊成者 鈴木梅四郎 外三十四人

在布哇同胞日本服著用禁止に關する質問主意書

在布哇本邦領事は米國官憲の申出に基き同地在留の我か同胞に對し日本服著用を禁止せりと聞く果して事實なりや若事實なりとせは當局の之に對する所見如何

右及質問候也

對米移民問題に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月二十日

提出者 早速整爾 山道襄一 荒川五郎 橋本太吉 森本是一郎 橫山金太郎 吉田中 富島暢夫 花井卓藏 湯淺凡平

贊成者 植原悅二郎 外三十一人

對米移民問題に關する質問主意書

我か國は米國と對等條約を締結し最惠國條款に均霑するに拘らす加州に於ては土地の所有權なく借地權亦其の制限を受く殊に最近に至りては智識階級に屬する教員及堂々たる大商店大會社の店員又は社員として渡航する者等をも之を一般勞働者と看做すの傾向あり其の所謂手加減なるものも漸次峻酷を極む從て我か當局も之を斟酌し新銳の補充者を送らさる爲彼の地在留者は漸次老年者と兒童とのみにして元氣旺盛なる壯年勞働者を缺き而も兒童は風土及教育の關係上日本國民の意氣を有せす折角今日迄贏ち得たる日本人の成果は之を將來永遠に把持し得へきや否甚た樂觀を許さざるものあり

今や我か二十萬の在留同胞は其の質大に改善せられ勞働者階級より進むて起業者階級に入り勞働者を要すること頗る切にして逆に我か邦人の農園に白人を使傭せるもの尠からす一方に於て米國は參戰以來勞働者の需要急を告け到る處資本家階級に於ては東洋移民輸入の決議を爲しつつあり

元來排日の直接原因は白人勞働組合の勞働競爭に在りしも既に先年澁澤男爵渡米の際日米勞働代表者の會見に於て加州勞働組合の一領袖は相互調和の可能を斷言したるに徵すれは今日に於て移民問題の解決を爲すを最時の利を得たるものと信す依て先つ左記各項を實行するを緊要且可能と爲す

一 明治四十一年締結高平ルート紳士協約を撤廢すること

一 現今米國事業界に於ける勞働者の需要切なる際我より積極的供給の途を開拓すること

一 旅券下附手續を迅速且簡便ならしむること

一 政府をして移殖民準備教育を爲さしむること

一 移殖民地聯絡機關を設立し以て精神的並經濟的聯絡を完全ならしむること

一 信用ある海外在留者の事業に對し金融の途を開くこと

之に對する政府の所見奈何

右及質問候也

食料の增加及其の貯藏法研究に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月二十日

提出者 赤間嘉之吉

贊成者 西田銳吉 外二十九人

食料の增加及其の貯藏法研究に關する質問主意書

政府は農產物殊に食料たるへき農產物增收の目的を以て耕地整理及土地改良獎勵費補助金を下付し更に開墾獎勵の計畫を立てたりと雖刻下の急要に應ずる爲耕地排水整理費補助金增額の必要を認めさるか又穀菽類を直に食用に供し得る爲其の利用及貯藏方法を研究するの必要あるへしと信す政府の所見如何

右及質問候也

關東都督府及南滿洲鐵道株式會社所在地に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月十六日

提出者 松本誠之

贊成者 古川清 外三十人

關東都督府及南滿洲鐵道株式會社所在地に關する質問主意書

帝國か東洋の盟主たる霸權を掌握して益帝國の利權を擴張し尙進むで殖民政策の實績を擧くるに於て關東都督府及南滿洲鐵道株式會社は現今の所在地を以て恒久的適當の地と爲す乎政府の所見如何

右及質問候也

炭價昂騰の趨勢と其の調節策に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月二十二日

提出者 田中善立 小山松壽

贊成者 磯貝浩 關和知 外二十九人

炭價昂騰の趨勢と其の調節策に關する質問主意書

近時炭價の昂騰甚しく爲に瓦斯事業の如きは勿論其の他一般製造工業に打擊を與ふること甚大なり此の勢を以て推移せむか歐洲戰亂の好影響を蒙り海外に新市場を開拓し一大活躍を呈するに至りし我か製造工業は益其の生產費を昂騰せしめ今日の盛況を持續せしむる能はさるのみならす甚しきに至ては遂に事業家をして事業休止を餘儀なくせしむると同時に一般國民生活に累を及ほすもの尠鮮少なりとせす故に之か緩和救濟を爲すへきは米價調節策以上の緊急問題たりと信す之に對する政府の所見如何

右及質問候也

傳染病研究所に於ける肺ペスト豫防措置に關する再質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月十四日

提出者　土屋清三郎

賛成者　岩崎勳　外二十九人

傳染病研究所に於ける肺ペスト豫防措置に關する再質問主意書

傳染病研究所に於ける肺ペスト豫防措置に關する質問に對する答辯書に對し更に左の二點に付文部大臣に質問す

一　痘苗血淸等の包裝は嚴重に之を消毒すと云ふも肝要なる內容に付ては如何にして其の安全を保證し得るか曾て其の製造發賣に係る血淸中多數の危險なる生菌を含有し居たる事實を指摘せられ文部大臣亦此の事實を認めたる所の傳染病硏究所なるを以て特に此の點に關して答辯を求む

二　答辯書の結論に於て「十分消毒しつゝあるを以て傳染の虞は毫も之れ無し」とあるも果して確信を以て斯の如き答辯を爲したるか昨年第三十九回議會に於て本員の質問に對し文部大臣は「傳染病研究所に關しては何等非難すへき點あるを認めす」と答辯せられたるに拘らす本期議會の特別委員會に於ては同一事項の質問に對し松浦政府委員は「何とも申譯ない次第であります」と答辯せられたる前例あり故に特に此の點に關して答辯を求む

右及再質問候也

文部省齒科醫師試驗場附屬療院に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月二十三日

提出者　田中萬逸　橫山勝太郎

賛成者　小池仁郎　外三十人

文部省齒科醫師試驗場附屬療院に關する質問主意書

左の各項に對し書面を以て明確なる答辯あらむことを望む

一　文部省齒科醫師試驗場附屬療院は試驗に供すへき患者を收容する機關なること明白なるに拘らす主として利益を得らるへき患者を收容したる形跡あり斯の如きは該療院設置の目的に背反せるものに非さるか

二　同療院經常費中治療及材料費は一萬圓にして收入豫算亦之に等し故に該療院にして豫算以上の收入を計ること從來の例の如くなるときは其の收入の過剩は如何に處分せらるるか

三　前項豫算に依れは患者より徵收すへきものは即ち材料實費を以て足る然るに該療院從來の手術料規程表を見るに其の收入は正に數倍の多きに上るへき計算なり政府は何故に斯の如き多額の徵收を認むるか

四　試驗用患者は施療に非されは之に適應する者を得難きこと明なり政府は其方針を採るの意志なきか

五　實費を徵收して多數の患者を收容することは一般開業醫師の業務を妨害し民間の所謂實費診療に等しき標榜を爲すものにして齒科醫師法制定の精神に背反するものと信す政府の所見如何

六　該療院は從來該院長醫學博士島峰徹氏の私有物なるか如き觀あり島峰博士は該院に對し私財一千圓を投したりと常に明言しつゝあり政府は如何なる理由に依り又如何なる形式に依り國家の機關に私財の供用を受けたるか

七　該療院は神田區錦町外國語學校敷地內に於て大正六年十二月より其の建築に著手し既に工成り大正七年四月上旬より開院すへき旨を發表せり然るに之に關する豫算を本期議會に提出したるは會計法違反なりと認めさるか而も該療院は全然新築なるに拘らす齒科療院建物增築費として豫算を要求せるは如何なる理由に依るか

右及質問候也

紙價調節に關する再質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月二十三日

提出者　小泉又次郎

賛成者　關和知　外三十四人

紙價調節に關する再質問主意書

政府は紙價調節に關する本員の質問に對し去る三月十六日を以て

紙價調節令中に「ザラ紙」を除外したるは仔細に其の供給の數量を調査したる上既往に於けるか如き程度の海外輸出を爲すも之れか爲に內地の供給上不足を生するか如き事之無し云々の旨を答辯せり

然らは更に左の各項に付政府の所見を聞くを得むか

一　內地の紙價は昨年九月政府か調節令發布施行以後既に三割乃至四割を騰貴し今後尙底止する所を知らさらむとす是れ內地の供給不足を事實に證明せるものに非すや

二　紙價は戰前に比し約二十割を暴騰せり爲に書籍亦高價となれり政府は尙文運開發上遺憾なしとするか

三　中學及小學教科書も其の値上を許可したり其の他紙を原料とする學用品は皆騰貴せり然るに文政の當局は全國九百萬の父兄の負擔を過重なりとせさるか

四　政府は紙價調節令施行以來如何なる成績を擧け得たるか又右調節令に基く輸出認可出願數と其の許可數及出願に係る製紙の數量及許可の數量に關する統計的數字如何

五　政府は二三の製紙會社の暴利を擁護する爲に多數國民を苦しめ且智識の發達を阻害するも不可なしとするか

右及再質問候也

地方長官の府縣制蹂躙に關する再質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月二十二日

提出者　鈴木富士彌

賛成者　大竹貫一　外三十一人

地方長官の府縣制蹂躙に關する再質問主意書

地方長官の府縣制蹂躙に關する質問主意書に對する三月十九日附答辯書は幾多事實上及論理上の誤謬を含む即ち

一　內務大臣は客年十一月二十九日滋賀縣郡部會開會の件に付一郡部會議員定數四十一名中二十五名は郡部會議長に對して速に郡部會を開會せむことを請求したるも郡部會議長は仍會議を開かさるを以て云々」と陳辯するも當日郡部會議長か書記及小使に命し開會の第一號鐘を打たしめたるは午後三時五十分にして第二號鐘を打たしめたるは同三時五十一分なり然るに入場したる議員は十名にして定足數に達せす時恰も午後四時を報したるに依り議長は已むを得す流會を宣告したるものなり右の事實は書記川手慈太郎の手續書、書記余語政德の顚末書並小使原田伊三郎の始末書等に徵して明白なるのみならす去る四日本院請願委員會第二分科會に於ける添田政府委員の陳述は略同一の事實關係を表明す內務大臣の所見如何

二　內務大臣は議場變更の件に付「常用議場は恰も縣會休憩中なりしを以て議員控室を郡部會議場に充て之を各議員に周知せしめ云云」と陳辯するも當日小數派に屬する十名の議員及議長か議場變更の通知を受けさりし事實は書記余語政德の顚末書並前記請願委員會に於ける添田政府委員の辯明に徵し一點の疑を挾むの餘地なし殊に苟も當時縣會の休憩中なりし事實を認むるに於ては常用議場は使用中に在らさりしこと明白なり依て多數派一味の正式議場を避け議員控室に於て私に郡部會を開きたるは不當不法の甚しきものにして規則及慣例に違背したる處置たるは論を俟たす內務大臣の所見如何

之を要するに三月十九日附後藤內務大臣の答辯は虛僞の事實を根據として詭辯を弄したるものに過きす故に今一層愼重なる調査を遂け更に懇切なる答辯あらむことを望む

右及再質問候也

蠶絲業に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月二十五日

提出者　小西和

賛成者　田中萬逸　外三十人

蠶絲業に關する質問主意書

一　第三十九回帝國議會の協贊を經たる現行蠶絲業法は其の後發布したる蠶絲業法施行規則に依り法律の精神を超えて民間當業者を壓迫し斯業の改良進步を阻害するの事實を生むものと認む政府の所見如何

二　外國所産蠶種の輸入は之を奬勵する方針なりや或は之に反し努めて內國所産の蠶種を普及せしむる方針なりや

三　外國より輸入する優良なる原種に對しては之か關税を免除し劣等なる原種及普通蠶種の輸入に對してのみ現行輸入税を存續し又は一層其の税率を高むるの意思なきか

四　蠶絲業法は微粒子病の豫防驅除を主眼と爲し以て蠶種の檢査を強制施行するに拘らす蠶絲業法施行規則第五十一條を以て病毒百分の一未滿を有する蠶種は之を合格と爲し其の病毒の存在を公認する理由如何

五　微粒子病毒は極めて些少なりと雖尚有害なるは學理の示す所なり然るに百分の一未滿の病毒を公認するは啻に病毒の絕滅を不可能ならしむるに止らす確實に之を減少せしむることすら困難なりと信す政府の所見如何

六　病毒に對する現行の步合檢査は頗る不合理なる方法と認む即ち其の檢鏡に際して之に供すへき材料採取の方法如何に依りて病毒の步合を異にするは明なる事實なり然るに不合理なる方法を以て其の合格と不合格とを判定し果して能く檢査の目的を達し得るか

七　試驗場學校又は原蠶種製造所即ち官設又は府縣立の機關に於て製造したる蠶種は蠶絲業法施行規則に依て當業者に對し強制的に之を飼育せしめむとするの弊害を生せすや政府の所見如何

八　蠶種の研究並優良なる蠶種の發見に關しては從來民間に於ける成績の佳良なるもの乏しからす而して政府か多額の經費を投して製造せる蠶種の如きは却て民間製造のものに及はさるの感なしとせす從て蠶絲業の進步せる地方に於ては蠶業試驗場の蠶種又は府縣原蠶種製造所の蠶種を無用視するもの稀ならさるか如し政府の所見如何

九　蠶種同業組合中當該府縣の原蠶種製造所の配布に係る蠶種を飼育せさる旨の決議を爲したるものありと聞く果して事實なるや又政府の之に對する所見如何

十　蠶業試驗場又は原蠶種製造所に於て國蠶と稱し番號を付し配付する蠶種は其の系統及素質に於て民間に流布せる蠶種に比し何等特殊の優良なる點なしと認む政府の所見如何

十一　蠶業試驗場に於て優良なる種類として配布する國蠶歐五號と稱するものは頗る雜駁なる蠶種に非すや而して之を一蛾別飼育を爲すに於ては其の斑紋體色及繭質に異同あるを免れさるものと認む政府の所見如何

十二　政府は雜駁なる蠶種を優良種として民間に配布するに拘らす民間に於ける原蠶種の飼育には嚴密又は窮窟なる一蛾別飼育を爲さしめ以て斑紋體色及繭質の整齊を計らむとするは甚しき矛盾の行爲に非さるなきか

十三　政府は雜駁なる蠶種を配布し國の原蠶種なるの故を以て一蛾別飼育を爲さゝるも之を原蠶種の製造に供用するを得せしむるに反し民間の種類に至ては玉石混淆し悉皆一蛾別飼育を強制する理由如何

十四　蠶絲業法施行規則第七十一條に依るときは原蠶種として專ら官設の學校試驗場府縣の原蠶種製造所講習所又は試驗所に於て製造したるものを強制的に飼育せしむるも地方民間の團體或は篤志家の設立に係る研究所試驗所に於て製造したる蠶種は之を原蠶種と認めさる理由如何

十五　優良蠶種の發見及研究は獨り官設又は公立の機關に限らるゝものに非す民間篤學者又は熱心家の苦心に依りて好果を收むること珍しからすと信す政府の所見如何

十六　蠶絲業法施行規則第七十一條に於ては蠶種の研究發見を狹隘なる官設又は公立の機關に局限したる傾向頗る顯著なり之か爲民間の熱心なる研究と有益なる發見とを防壓し延て蠶絲業の進步發達を阻害するものと認む政府の所見如何

十七　官設又は公立の機關に於て眞に優良なる蠶種を發見し民間當業者の久しきに亘り歡迎する所となれるもの未た之れなしと認む政府の所見如何

十八　蠶絲業法施行規則附則第百三條に於ては從前既に學術研究の爲蠶種の製造，其の製造蠶種の配布及其の蠶兒の飼育を許可せられたる學校講習所又は試驗場にして其の設立者の道府縣郡市なると又は同業組合若は民間の團體なるとに依り甚しき區別を爲し前者に於ては原蠶種の製造配布を許可し後者に對しては單に普通蠶種のみの配布を許可する理由如何

十九　現行法規に據れは民間に於ては學術研究の爲蠶兒を飼育せむとするも優良なる原蠶種を得るの途なきに非すや又私設の機關に於ては原蠶種を製造すること能はさるか故に學術研究の爲蠶種を製造するの目的を失ふに非すや從て學術の進步を輕視し研究を壓迫し延て優良なる蠶種の出現を阻害するの結果に陷らすや政府の所見如何

二十　蠶絲業法施行規則は民間當業者に對して苛酷なる規定たるを免れす而も蠶種檢査吏員の過誤其の他の原因に基き蠶種製造者をして損害を被らしむること稀ならさるに拘らす當該吏員に與ふるに不合格蠶種燒却の如き重大なる權限を以てせる爲蠶種製造者は檢査の正否に付證跡を尋ぬるに由なく延て不當なる檢査に服從するの外なきに至らしむ政府は當該吏員をして如上の行爲なからしむへき方法を立つるの意思なきか又不當なる檢査に依て當業者に損害を與ふることなからしめ或は其の損害を補償すへき途を開くの意思なきか

二十一　蠶種檢査の吏員にして竊に蠶種製造者と結托して不正行爲を敢てする者ありと聞く政府は之か事實を認めさる又斯る弊害を除去する方法を立てさるか

二十二　政府は何故に蠶種病毒步合の檢査に際し母蛾體を折半して之を保存し再檢査を行ひ以て檢査の公平を保へき途を立てさるか

二十三　農商務省所管蠶業試驗場か歐洲種純粹の基礎原蠶種を有せさることは第三十九回帝國議會に於て同省所管政府委員の言明せる所なり此の言の如く政府は歐洲種純粹の基礎原蠶種を有せさるか

二十四　蠶業試驗場は純粹優良なる基礎原蠶種を有せすと信す果して然らは該試驗場より原々種として配付するものは如何なる蠶種なるか又如何なる方法に依り何れより之を得たるか

二十五　政府は現在農商務省所管の蠶業に關する機關か有する蠶種に比し優良且純粹なる蠶種を得むとする意思なきか若之を得むとするに於ては果して如何なる方法に依て之を現實ならしめむとするか

本質問に付ては趣旨辯明を爲さゝるに付政府は速に誠意を以て詳細且明瞭なる答辯あらむ事を望む

右及質問候也

對支外交に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月十六日

提出者　櫻井兵五郎

贊成者　早速整爾　外三十人

對支外交に關する質問主意書

一　政府は最近對支方針を一變して支那政府に對し國內の紛擾を避け南北妥協すへき趣旨を以て注意若は警告を發したりと聞く果して然らは左の各項に關し明確なる答辯を求む

い　警告を發したる動機如何

ろ　從來の方針を一變したる理由如何

は　警告後支那の紛爭を解決すへき方法如何

に　對支方針の一變に關し政府は如何なる責任を負はむとするか

一　若前項の警告を發したる事實なしとせは更に左の各項に付答辯を求む

い　支那國內紛擾の爲在支那人は常に不安を感し且經濟上損失を蒙ること大なるものあり政府は如何なる方法を以て之を保護若は救濟しつゝあるや

ろ　我か對支貿易關係に於て三分の二を占むる長江沿岸及南支方面に於ける大多數の支那人は日本政府は從來北洋段派を援助しつゝありと信し我に對し好感を有せす爲に我か經濟的對支發展上幾多の不便支障を感しつ

つあり政府は之を認めすと謂ふや若之を認むとせは之に對し如何なる方法を執りつゝあるや

一支那國內紛擾の永續は將來東洋の平和を破壞すへき導火線たるの虞あり帝國の使命に鑑み政府に於て此の際何等か永遠の大策あるや

一政府に於て太平組合に拂下け支那に供給したる兵器は秦皇島に於て張奉天督軍に掠奪せられ張督軍の派兵に使用せられたりと聞く該事件の經過に付詳細且明確なる答辯を求む

一政府は張奉天督軍の派兵に關し何等かの警告を發したるか若發したりとせは其の理由如何

一日支の文化的結合に關する政府の抱負如何

右及質問候也

日米間の紳士協約撤廢に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正七年三月十四日

提出者　植原悅二郎

賛成者　鈴木梅四郎　外三十八人

日米間の紳士協約撤廢に關する質問主意書

抑日米間紳士協約なるものは千九百七年米國加州に於て偶發せる學童問題に因り一時排日熱非常に昂騰したる爲之を緩和せむと企て日米兩國外交文書の交換に依て協定せられたる一種の「アンダースタンディング」即ち約束にして嚴格なる意義に於ける協約に非すと雖我か國は國際間の德義を重し過去十箇年間最誠實に之を遵守しつゝあり而して該協約は米國の最惡條約國民に對する一般的移民法を特に我か國民に對して之を制限するものにして是か爲該協約の存在は屢兩國民間に幾多の誤解を釀し兩國民の親善なる關係を損傷すること尠からす而も加州に於ける學童問題は業に已に永久的に解決せられ同地の勞働問題亦十年以前と其の狀態を一變し今や米國は歐洲の大戰に參加し小國民の獨立及其の權利擁護の爲に國を擧けて戰ひつゝあるのみならす我か國亦聯合國の一員として人文の發達及東洋の平和維持の爲に熱心に努力しつゝあり是に依て是を觀るも該紳士協約の存續は時世の進運に伴はさるものなるは明なり政府は世界人文の發達及更に一層日米親善の增進を圖らむか爲速に該協約の撤廢に盡力するの意思ありや否

右及質問候也

一政府より受領したる説明書左の如し

東三省に於ける排日行動に關する質疑に對する説明書

衆議院議員伊東知也君の東三省に於ける排日行動に關する質疑に對する説明書

伊東知也君の東三省に於ける排日行動に關する質疑に付調査したる處左の如し

（一）吉林省及奉天省議會か日本を惡罵冷評せる小冊子數千部を配布せりとの事實は未た之あるを聞かさるも山東省各團體代表者王訥著警日篇と題する小冊子か去る一月中匿名にて各方面に配布せられたることあり其內容を見るに日本は政治經濟財政軍事道德上幾多の缺點あり支那と提携するにあらされは國遂に危きに拘はらす倨傲の態度を以て支那に臨むは不可なりとて日本に警告を與ふるの趣意なり如此圖書の流布は國交上有害と認めたるを以て當時支那官憲に對し注意を喚起し相當取締の法を講せしむる事とせり

（二）新民屯の農民張某か土地を抵當として日本人より三百圓を借りたる爲國賊條例に問はれ銃殺せられたりとの點は取調へたるも似寄の事實無し

（三）孟某か田什付溝鑛山の採掘權を日本人に與へたりとて有期徒刑四年に處せられたりとの點に付取調を爲したるに同鑛山關係者にして最近有期徒刑四年に處せられたるは楊迺賓なる者にして孟某にあらす而して楊の罪名は文書僞造私印盜用祕密契約締結なるも元來同鑛山には多數の日支人關係し頗る複雜なる關係を生し居るものにして楊の處刑の如き必すしも排日の結果とは認め難し

（四）日支合辦の某炭鑛に於て日本人と契約せる支那人が死を以て迫害を加へられ契約の解除を乞へりとの點は前記楊迺賓の事件を指すものと察せらるゝか果して然らは前記の如く必すしも排日の結果とは認め難し

（五）撫順東八家子に於て廣瀨重政、瀨尾安太郎（へ目下刑事被告人）、篠田豹次三名か村長より暴行を受け廣瀨は遂に死亡したるは事實なるも取調の結果に依れは右は瀨尾か支那人間の貸借問題に干渉したる爲村民の激昂を挑發したる結果と認められ本邦人一般に對する反感の問題に非す尤も本件に付ては目下支那官憲と交渉中なり

（六）楚山憲兵隊の補助憲兵か輯安縣に於て暴徒の爲に殺害せられたりとの件に關し新興學堂なる學校の生徒か日本憲兵の暗殺團を組織したり等の事實に關しては何等聞く所なきも客年八月二十五日在玉洞憲兵出張所勤務憲兵上等兵か對岸輯安縣黃柏甸子に於て暴民の爲に殺害せられ同時に憲兵補助員か重傷を被りたる事件あり質問者の言及せられたるは該事件を意味するものとせは同件は其後在奉天赤塚總領事をして張奉天督軍と交渉せしめる結果支那側に於て責任者の處罰、損害賠償其他支那側の責任上爲すへき措置を行ふことを承諾し既に解決を告くへき運に至れり

大正七年三月二十五日

外務大臣法學博士子爵本野一郎

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一昨二十五日請願委員委員長及理事補闕選擧の結果左の如し

請願委員

委員長福井三郎君（委員長板東勘五郎君補闕）

理事百瀨清治君（理事福井三郎君補闕）

一昨二十五日委員長及理事互選の結果左の如し

七井島山間敷設輕便鐵道茂木町經由に關する建議案委員會

委員長　丸山嵯峨一郎君

理事　伊東知也君

○議長（大岡育造君）　質問に對する答辯書は速記錄に載せる事に致しますから、それに就て御覽なさるやうに願ひます、是より會議を開きます、日程第二勞働保險法制定に關する建議案を議題と致します―委員長不在に付、理事瀧正雄君に御報告を求めます

第二　勞働保險法制定に關する建議案（上村耕作君外一名提出）（委員長報告）

〔瀧正雄君登壇〕

〔拍手起る〕

○瀧正雄君　勞働保險法制定に關する建議案の委員會の顛末を御報告致します、我國に於ては既に工場法が制定せられ、又簡易保險法が實施せられて居る今日でありますから、此際一歩を進めて、社會政策上の施設をすると云ふ點になれば、必ず勞働保險の問題が起ると云ふ事は必然の勢である、此意味に於きまして我が委員會は之を全會一致を以て可決致しました、但し其際に缺席せられた委員は多少ありましたけれども、兎に角何等の異議なく一致を以て可決致した次第であります、而し仲小路農商務大臣は之に對して、どう云ふ意見を吐かれたかと申しますると、政府に於ても本法制定に關しては、其趣旨に於て至極同感である、但し工場法が布かれてから日尚ほ淺いのであるから、未だ勞働保險に對する十分なる統計其他の材料が整つて居らない、故に直ちに今日に於て勞働保險法を實施すると云ふ事は六ヶ敷からうと思ふ、けれども成るべく早く是が實施を圖ると云ふ意味に於て、明年に於ては是が調査の費用を請求する考である斯う云ふ事を言明されたのであります、此段御報告致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　委員長報告に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て本建議は委員長報告通り可決したる事を宣告致します――日程第三……

○高田耘平君　議長――議長。

○議長（大岡育造君）　日程に入る前に、高田君の御通告のありましたのを忘れて居りました――高田耘平君より議事の進行に關する發言の要求が御ざいますから、此際許します。

○高田耘平君　私は此際――會期切迫の折柄議事の進行に關する意見などは少し面白くありませぬけれども、併ながら會期切迫の折柄に付、已むを得ず此議場に於て唯今申上げるのであります、其事柄は私が去る十一日に提出致しましたる葉煙草耕作組合に對する交付金下附に關する建議案に付ての事でありますが、此建議案は內容の金額は僅かであります、けれども問題の重大なる事は、政友會の岩崎君が本案の本議會に上りました時に於て、特に重大なりとして十八名の委員の御付託になる動議を提出されたのを見ても分るのである、詰り十八名の委員に付託になりまして十三日の本會議の――いや十一日に提出し、十三日に本會議を開き、而して十八名の委員に付託せられ、十五日に委員長理事の選擧を行ひ、十九日に委員會を開き、更に二十三日に委員會を開き

而して二十五日に尙委員會を開くべき筈であつたのであります、此間に於て十九日二十三日とも委員の出席等が遲れまして、大抵十一時時分になりまして開會しました、二十五日即ち昨日に至りまして、遺憾ながら委員長が御出席がなかつたのであります―遺憾ながら委員長が御出席になつて居りませぬので五六の人が集りましたけれども、流會の已むを得ない事になりました（「仕方がない」と呼ぶ者あり）而して第二回及第三回の質問をして、當局者の答辯に付きまして―殆ど此問題に付いては委員の諸君も略々贊成の意を表して、政府委員は嘉納專賣局長官も略々贊成の意を表したことは、速記錄が明かに證明して居る、問題である、然るに昨二十五日、最早質問が終了して討論に入らんとすべき、時に於て肝腎なる委員長が出席致しませぬ、殊に理事二名の中で私以外の理事諸君は二人御缺席になつて居ります、私は斯る場合に於て一寸松浦君には會ひましたけれども、松浦君との內容は私話に亘りますから、松浦君に對する德義上申上げない方が却て穩當だらうと思ひますから申上げませぬ、併ながら此問題は政友會の諸君が重要の問題として、特に十八名の委員に付託された問題であります、一方政友會の諸君の御提出になつた矢張煙草に關する問題、元賣捌事務を市町村に付託する問題はどうであるかと云ふと、私の提案をしました十一日よりも五日遲れまして十六日に提案された、さうして十九日、二十日、二十二日二十三日、二十五日と委員會を開きまして、此問題は委員會に於て終了されたのであります、此比較對照をして見ると私は甚だ此問題に對する多數黨諸君の誠意を疑ふのであります、岩崎君は重大なる建議案なるが故に、特に十八名の委員に付託すると稱し而して最後の詰り二十五日の委員會に於て、委員長が御缺席になつて其會をして開くこと能はざらしめたと云ふ事は、諸君如何で御ざいませう、陽に重要問題とし、陰に此問題を握り潰したと云ふことは、私は甚だ委員會として遺憾の次第であります、此問題たるや直接には葉煙草耕作に關する百有餘萬の人民に關する大問題である、尙ほ間接には國稅六千六百萬圓、詰り所得稅と殆ど同額なる所の實收益を得べき所の收入の財源に關係する大問題であります、此直接間接の大問題、是は宜いと假定しても、而も其提出が少數黨たる吾々なるが故に、事を重要と稱して特に十八名の委員に付託し、而して二十五日の最後の委員會に於て、委員長が缺席致して之を握潰したと云ふことは、甚だしき大失態であらうと私は信じます、私は議院の典例とか規則とかと云ふものは存じませぬけれども、斯う云ふやうなことを委員長がして宜しいものであるや、否や甚だ迷ひました故に議院法及先例彙纂等を調べて見ました所が、議院法の第九十九條には、明かに委員等が相當な理由なく缺席した場合に於きましては之れを除名すると云ふ處分も御ざいます、尙又先例彙纂を見ますると再三委員會が成立に至らざる場合、及び委員會を開かざる場合に於きましては、議長は委員に向つて相當注意を加へ、戒飭を加へた例も多々あるやうであります、此場合に於きまして期日切迫せりと雖も、尙餘す所十二時までやれば十時間あります、此場合議長は相成るべくは、公平に此重大問題と稱せられたる葉煙草耕作組合に、交付金を下付する案に付きまして、委員に諮り、直に委員會を開かしめ、其審査を待つて十二時迄に此本會に提出せられむことの希望を提出致します。

○議長（大岡育造君）　議長は唯今髙田君の御希望に依て、此經過あることを知つたのであります、若し髙田君がもう一日若くは其以前に、議長に此事を御告げになつたならば、必ず委員を督促致したのであらうと思ひます、唯今としては議長の見る所では最早時間が十分ならずと思ひます。

○髙田耘平君　一寸……

〔「無用々々」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　日程第三、帝國美術館建設に關する建議案を議題と致します、委員長金杉英五郎君の報告を求めます。

第三　帝國美術館建設に關する建議案（鵜澤總明君外四名提出）（委員長報告）

○醫學博士金杉英五郎君　甚だ簡單ですから……

○議長（大岡育造君）　登壇を望みます。

〔醫學博士金杉英五郎君登壇〕

○醫學博士金杉英五郎君　私は唯今議題となりましたる帝國美術館建設に關する建議案の委員會に於ける經過並に結果を御報告致します、吾々は都合四回委員會を開きました、此委員諸君は非常に御勉强でありまして、殆ど御缺席がないやうに御勉强下すつた譯であります、そこで其都度政府委員の出席を求めて質問應答を重ねました末、愼重審議を致しまして、大體左の如き議論に一致したのであります、我が日本帝國は山水の優美と美術の崇高を以つて世界に鳴つて居る故に歐米より日本に參りまするものも大体山水の優美を見、美術の崇高なるを見やうとして來る者が多いのである、然るに近來山水の優美なるものは、不規則なる工場其の他の在ります、今日である爲めに、殆ど舊態を沒却して、不風流極まる狀態になつて居るので、外國人は頗る驚いて歸るやうな次第である、又一方美術を見やうとして參りましても、日本全國到る所に美術の貯藏されて居る事は判れ切つた話であるが、例へば、唐、宋、元、明あたりの美術より日本の藤原、巨勢、住吉だとか詫磨、狩野、土佐、其の他有らゆる南畫、圓山派と云ふやうな工合に數限りなり東洋美術、殊に日本美術の粹を現はして居るものは、全國到る所にあるのであるが、之れを陳列する場所が無い、之れを觀覽に供する場所が無いので、西洋人は皆失望して歸るやうな次第である、それ故に吾々は是非とも美術館を設立して貰つて、さうして一は外國より遊びに來る者に滿足を與へ、一は日本國粹保全の大切なる事を味ひ、又一には今後の日本美術の進步發展に資したいと云ふやうな事に、議論が一致しましたのであります、其間に於いて正木君が何故に崇高なる南畫を奬勵せざるか、例へば文展に參りましても、其の他の美術教育機關を見ましても、南畫の奬勵と云ふ事は至つて幼稚であり、又不熟心である、是は此機會を以て當局者に十分注意したいものであると云ふ注文が出ました事と、それから森田君から此美術館と云ふものは、獨り帝都たる東京のみに限らず、美術の源泉たる奈良、京都、何れかにも一つは拵へたい是は森田君が京都から選出されて居るからと云ふ意味ではないと云ふことを、度々御斷りになつてのことであります、此事に付ては提出者たる鵜澤君も私も、元は其積りでありましたる爲めに、東京へ拵へることを第一とするか、或は東京京都兩方に一度に造るか、又東京を第一として京都を第二とするかと云ふやうなことは別問題として、希望が森田君と同一であると云ふやうなことで、洵に治りが好く、和氣靄々と滿場一致決議致しましたる次第であります、何分各位に於かれましても御贊成、速に可決せられんことを希望致します。

○岩崎勳君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎君。

○岩崎勳君　本案は委員長報告通り、即ち原案の通り可決せらむことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　委員長報告の通り御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ本建議案は委員長報告通り可決したることを宣告致します――日程第四、第五、第六、は同一委員に付託し同種の議案なるに依り、一括議題となすに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ一括議題となして委員長の報告を示めます、第四、市町村其の他公共團體に煙草元賣捌事務委任に關する建議案、第五市町村に煙草元賣捌事務委任に關する建議案第六、煙草賣捌事務を市町村に委任するの建議案、此三案の報告を求めます、委員長秦豐助君。

第四　市町村其の他公共團體に煙草元賣捌事務委任に關する建議案（秦豐助君外十名提出）（委員長報告）

第五　市町村に煙草元賣捌事務委任に關する建議案（前川虎造君外一名提出）（委員長報告）

第六　煙草元賣捌事務を市町村に委任するの建議案（綾部惣兵衞君外一名提出）（委員長報告）

〔秦豐助君登壇〕

〔拍手起る〕

○秦豐助君　御報告を致します、唯今日程に上りました三つの建議案、之を併合致しまして表題を「煙草元賣捌に關する建議案」と致しまして、其本文は一政府專賣事業中煙草元賣捌に關する事務を郡市其他之に準すへき公共團體に委任して處理せしめ之に相當の手數料を交付することゝし速に之を實行すへし右建議す」斯う云ふ事に、委員會に於ては滿場一致を以て決議を致しました、而して速に實行するに付きまして、本年の六月三十日、即ち此期間の切れまする指定更新期迄に、或は準備が出來ないかも知れぬからして、此に此度指定を更新せらるゝ時には

一箇年以內の期間を以て指定して貰ひたいと云ふ附帶の希望を議決致しました、即ち本年六月煙草元賣捌指定更新期に於て、元賣捌人の營業期間を一箇年以內となすべし、斯う云ふ附帶の希望を是又委員會に於て決議致しました、此委員會は數回開きまして十分に審議を盡しました、各委員に於きまして此煙草元賣捌の現在の制度は弊害が有ると云ふ事は、皆な認めて居るのであります、又此事が專賣事業にして仕事が簡單であつて、而も利益が非常に多い、斯の如きものを今日獨斷せしむると云ふことは、決して面白くないと云ふことも皆な認めた所であります而して此郡或は市其他之に準ずべき公共團體に於きまして、之を取扱ふと云ふことは極めて簡單で、煙草の配給事務、即ち配ると云ふことをやることは極めて簡單であつて、公共團體丈でやるに於て最も容易に出來るのである、又之に依て幾分の相當の手數料を得て、費用を差引いて收入があつて、公共團體を培養することが出來たならば、國家の手足となる所の即ち公共團體と云ふものを有力にすることが出來る、斯う云ふ考が皆一致したのであります、而して政府委員に於きましては、此事に付て十分に攻究をしなければならぬのであつて、今直ちに之に同意をすることは出來ないと云ふのでありました、政府委員の色々申しまする點も、先程申しました委員に於ては、さうでないと認めて居る點を、政府委員に於て或は事情に迂濶であつて、此弊害を能く知らずに居るとか、或は仕事の性質が極めて簡單であつて、どう云ふ風に實際行はれて居るかと云ふことを、十分に政府委員が知らない爲めに、言うて居るやうな事が多いのであります、唯々茲に政府委員の最も心配して居つたのは監督の點である、是は郡或は市と云ふやうな公共團體に委任致しまするとと云ふと、大藏省並に專賣局の直接監督と云ふ事に付て如何であらうと云ふ丈を心配して居るのであります、是れ等は現に戸籍事務に付いては區裁判所が直接市町村を監督して居り、又稅務のことに付いて國稅徵收などは、稅務官が直接の交涉をして居る、其他軍事の事務に付ては、直接師團長或は聯隊區司令官と云ふ者が、公共團體に直接關係して居る、斯う云ふ事もあるからして、是等は決して差支ないと云ふのが委員の方の見込でありました、さう云ふ次第でありまして、政府に於ても固より之に付ては十分に考慮を費して、さうして出來るならば其實行に吝ならぬものと吾々は信じたのであります、唯々直ちに同意し難いと云ふのでありました、右樣の次第であります、どうか本會に於きまして御贊同あらんことを希望致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎君。

○岩崎勳君　三案を併合して委員長報告通り、即ち委員會に於て修正議決の通り可決せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がないと認めます、仍て此三案は一括して委員會修正の如く、即ち委員長の報告通り可決したることを宣告致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　日程第七、第八は同一委員に付託したる議案なるに依り、一括議題となすに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ第七、支那人教育の施設に關する建議案、第八、日支文化の施設に關する建議案を議題とし、委員長の報告を求めます、頭本君。

第七　支那人教育の施設に關する建議案（高橋本吉君外五名提出）（委員長報告）

第八　日支文化の施設に關する建議案（關和知君外四名提出）（委員長報告）

〔頭本元貞君登壇〕

○頭本元貞君　唯今議題になつて居りまする二つの建議案は、題目は變つて居りますが、其內容は全然同一でありまして、日支兩國の思想の融和を圖り、其相互の親善を來すことは、東洋の平和の爲め文化の爲め、大にしては世界文化の爲めに、重大な緊急な事であると云ふ必要を認めて、提出された建議案であります、此趣意に付きましては各派から選出の委員、皆な一人の異論もありませず、熱心に贊成されまして色々の希望或は意見が出ましたが、要するに其希望も意見も大體に於て一致するところの點を數多見出したのであります、故に此二つの建議案を一つ一つにしないで、一に纏めて、さうして此建議案に權威を增さうと云ふ趣意からしまして、更に少數の委員を選んで新に一の建議案を拵へたのであります、之を一應朗讀致しますが「東洋の文化を開發し以て人文に貢獻すへきは日支兩國の責任なり特に支那人の教育を助長し兩國民の思想を融合するは善鄰の誼を敦うし、東洋の平和を確保する所以の急務たり政府は速に是か適當の施設を爲さんことを希む右建議す」さうして此題目は高橋君の提出の題目の通り、支那人教育の施設に關する建議と致しました而して本文も實は高橋君提出の建議案の文句に二三の修正を加へて作つたのであります、それから此建議案を可決致しまするに際して、各委員の間に期せずして一致したる二三の點に就て希望條件を作りました、是は三つでありまして、一、日本留學支那學生の教育及び待遇に關して一層の便宜を供するの施設をなす事、二、支那に於て日支兩國の協力に依る高等教育の施設を爲すべき事、三、支那に於て日語學習の便を得せしめんが爲めに適當なる方法を講ずべき事、此三つの希望を之に附しました、而して政府委員に此建議案並に希望條件に就ての意向を質しました所が、大體に於て政府に於ても異存はありませず、希望を同じくすると云ふことでありましたので、全會一致を以て可決致しました、此段御報告致します。

○岩崎勳君　本案は兩案を併合して委員長報告の通り、即ち委員會に於て修正議決の通り可決せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の御說の如く、諸君に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がないと認めます、仍て委員長報告の通り可決致しました、日程第九、信越線碓氷鐵道改良に關する建議案を議題と致します

第九　信越線碓氷鐵道改良に關する建議案（工藤善助君外六名提出）（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　委員長工藤善助君報告を求めます。

〔工藤善助君登壇〕

○工藤善助君　信越線碓氷鐵道に關する委員會の經過並に結果を御報告致します、本案に就きましては政府の意見を質しました所が、政府は此建議の通り非常に此碓氷の鐵道には苦心をせられて居る、それで應急の處置と致して、電氣の機關車を四輛增すことに致しまして、來年の二三月頃には之を實施する事が出來やうと云ふ見込を以て、著々經營されて居るのであります、是が間に合ひますれば上下百十五車の牽引力を增すことに相成るのであります、本案提出の場合に於て小田切君より提出の理由を述べました通り、政府が應急の處置をなすと致しましても危險の事情は更に除去することが出來ないのである其他近來の碓氷の故障と云ふものは頻々として吾々の耳朶に觸するのであります、而も先頃七日の災害と云ふものは、一列車滅茶々々に機關車車臺共に皆毀れて仕舞つた、幸に貨車でありましたから宜いが、若し客車でありましたならば數百名の人が直に即死を致さなければならぬと云ふ不幸を見るのである、去れば政府が今應急の手段と致しまして、機關車を四輛增して見た所が、僅に上下百五十車の牽引力を增すに止つて、危險を減ずると云ふことは出來ないのであります、故に委員の意見は政府が今應急の處置としてやることは、其勞を多と致して諒とする所であるが、更に進んで此建議の通り根本より鐵道の改良をなすの途を講ずるか、將た他に適當の補助線を設けまして、永遠に亙る危險を免れるやうにするか兎も角もそれを強い希望を附して本案に同意すると云ふことに相成つたのであります、即ち本案に對しまして全會一致を以て可決を致したのでありますから、願くは滿場諸君の御同意を得まして、此案を可決せられんことを希望致して止みませぬ。

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、可決せられんことを希望致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長の報告に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ委員長報告の通り可決したる事を宣告致します、日程第十、七井烏山間輕便鐵道茂木町經由に關する建議案を議題と致します。

第十　七井烏山間輕便鐵道茂木町經由に關する建議案（渡邊陳平君外四名

提出）　（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　委員長丸山嵯峨一郎君の報告を求めます。

〔丸山嵯峨一郎君登壇〕

○丸山嵯峨一郎君　七井島山間敷設輕便鐵道に關する建議案、即ち茂木を通過すると云ふことに關する建議案の委員會の報告を致します、委員會は昨日總て議了致しまして、色々質問等がありましたが、結局政府に於きましても多少の經費が掛かるかは知らぬけれども、工事の出來ないことはない、それで未だ調査を經て居らぬから、此建議案の趣旨に依つて十分の調査を遂げると云ふことを明言せられました、願くは滿場一致を以て御賛成を願ひます。

〔「反對」と呼ぶ者あり〕

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り即ち原案の通り可決せられんことを希望致します。

〔「賛成々々」「反對」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長報告に同意の諸君の起立を求めます。

起立者　多數

○議長（大岡育造君）　多數であります、依て可決したることを宣告致します、日程第十一乃至第九十七は請願特別報告なるに依り、一括議題となし、委員長の報告を求めます、但し委員長の都合に依り之を三回に報告し、決議を採る豫定であります――委員長福井三郎君。

第十一（特別報告第百五十八號）徵兵採定に關する請願　（委員長報告）

第十二（特別報告第百八十二號）國庫出納金端數計算法改正の請願　（委員長報告）

第十三（特別報告第百八十三號）鰹乾魚業用鹽に關する請願　（委員長報告）

第十四（特別報告第百八十四號）全國各町に煙草及印紙元賣捌を依託するの請願外二件　（委員長報告）

第十五（特別報告第百八十五號）恩給年金金額に關する請願　（委員長報告）

第十六（特別報告第百八十六號）漁業税を國税に編入の請願　（委員長報告）

第十七（特別報告第百八十八號）元湯澤税務署復舊の請願　（委員長報告）

第十八（特別報告第百八十九號）元日下部税務署復舊の請願　（委員長報告）

第十九（特別報告第百九十一號）阿片賠償金値上の請願　（委員長報告）

第二十（特別報告第百九十二號）縣社土津神社を別格官幣社に昇格の請願　（委員長報告）

第二十一（特別報告第百九十三號）天龍川改修工事を第一期川に編入の請願外一件　（委員長報告）

第二十二（特別報告第百九十四號）河岸及海岸に於ける堤防勾配地並堤外草生地利用の請願　（委員長報告）

第二十三（特別報告第百九十五號）刈谷田川大堰費補助の請願　（委員長報告）

第二十四（特別報告第百九十六號 若松港開發に關する請願　（委員長報告）

第二十五（特別報告第百九十七號）職工購買組合保護獎勵に關する請願　（委員長報告）

第二十六（特別報告第百九十八號）工場法施行規則中改正の請願　（委員長報告）

第二十七（特別報告第百九十九號）特許權取消に關する請願　（委員長報告）

第二十八（特別報告第二百號）耕地面積擴張に關する請願　（委員長報告）

第二十九（特別報告第二百一號 鑛區採掘權取消損害賠償に關する請願　（委員長報告）

第三十（特別報告第二百二號）用水路坎樋改築費國庫支辨の請願　（委員長報告）

第三十一（特別報告第二百三號）木津川治水に關する請願　（委員長報告）

第三十二（特別報告第二百四號）圓山川治水並津居山港修築の請願　（委員長報告）

第三十三（特別報告第二百五號）大阪市水源地營造物に因る損害補償の請願　（委員長報告）

第三十四（特別報告第二百六號）賣藥法中改正の請願　（委員長報告）

第三十五（特別報告第二百七號）害蟲驅除豫防法中改正の請願　（委員長報告）

第三十六（特別報告第二百九號）米穀市場開設の請願　（委員長報告）

第三十七（特別報告第二百十號）石炭價格調節の請願　（委員長報告）

第三十八（特別報告第二百十一號 大井澤村に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第三十九（特別報告第二百十二號）富田浦町東部に三等郵便局設置の請願　（委員長報告）

第四十（特別報告第二百十三號）佐都村に三等郵便局設置の請願　（委員長報告）

第四十一（特別報告第二百十四號 綛跡村佐紀に集配三等郵便局設置の請願　（委員長報告）

第四十二（特別報告第二百十五號）小泉局を無集配とし舞木澤附近に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第四十三（特別報告第二百十六號）北千島に電信局設置の請願

御四十四（特別報告第二百十七號）靄領沿岸漁場に通信運輸機關設置の請願　（委員長報告）

第四十五（特別報告第二百十八號）網走郵便局を二等局と爲すの請願　（委員長報告）

第四十六（特別報告第二百十九號）一宮郵便局を二等局に昇進の請願　（委員長報告）

第四十七（特別報告第二百二十號）志々郵便局に電信電話開設の請願　（委員長報告）

第四十八（特別報告第二百二十一號）熱鹽郵便局に電信電話架設の請願　（委員長報告）

第四十九（特別報告第二百二十二號）新山郵便局に電信事務圓成郵便局に電話開設の請願　（委員長報告）

第五十（特別報告第二百二十三號）馬瀬郵便局に電信事務開始の請願　（委員長報告）

第五十一（特別報告第二百二十四號）馬路郵便局に集配事務開始の請願　（委員長報告）

第五十二（特別報告第二百二十五號）不生郵便局に集配事務開始の請願　（委員長報告）

第五十三（特別報告第二百二十六號）澤入郵便局に集配並電信事務開始の請願　（委員長報告）

第五十四（特別報告第二百二十七號）特許岡本式救命艇成績試驗に關する請願　（委員長報告）

第五十五（特別報告第二百二十八號）元飯田區裁判所復舊の請願

第五十六（特別報告第二百二十九號）野市村に登記所設置の請願　（委員長報告）

第五十七（特別報告第二百三十號）矢神村に區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）

第五十八（特別報告第二百三十一號）天鹽村に増毛區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）

第五十九（特別報告第二百三十二號）大森區裁判所日貫出張所廢止並矢上市山兩出張所増設の請願　（委員長報告）

第六十（特別報告第二百三十三號）辯護士類似業者取締法制定の請願　（委員長報告）

第六十一（特別報告第二百三十四號）宇都宮監獄移轉の請願

（委員長報告）

第六十二　（特別報告第二百三十五號）上の山中村南郷間鐵道急設の請願　（委員長報告）

第六十三　（特別報告第二百三十六號）横須賀浦賀間官設鐵道支線延長の請願　（委員長報告）

第六十四　（特別報告第二百三十七號）石狩川右岸鐵道敷設の請願　（委員長報告）

第六十五　（特別報告第二百三十七號）斜里網走線鐵道速成の請願　（委員長報告）

第六十六　（特別報告第二百三十九號）天鹽線輕便鐵道速成の請願　（委員長報告）

第六十七　（特別報告第二百四十號）旭川留邊蘂鐵道延長石北線速成の請願　（委員長報告）

第六十八　（特別報告第二百四十一號）金山鐵道速成の請願　（委員長報告）

第六十九　（特別報告第二百四十二號）長萬部輪西間鐵道速成の請願　（委員長報告）

第七十　（特別報告第二百四十三號）興部小頓別間鐵道速成の請願　（委員長報告）

第七十一　（特別報告第二百四十四號）金山苫小牧間鐵道速成の請願　（委員長報告）

第七十二　（特別報告第二百四十五號）深川雨龍間鐵道速成の請願　（委員長報告）

第七十三　（特別報告第二百四十六號）網走中湧別間輕便鐵道速成の請願　（委員長報告）

第七十四　（特別報告第二百四十七號）鳥取津山間陰陽聯絡鐵道速成の請願　（委員長報告）

第七十五　（特別報告第二百四十八號）天鹽沿岸鐵道速成の請願

（委員長報告）

第七十六　（特別報告第二百四十九號）三陸沿岸鐵道敷設の請願外四件　（委員長報告）

第七十七　（特別報告第二百五十號）弘前田代間輕便鐵道速成の請願　（委員長報告）

第七十八　（特別報告第二百五十一號）釧路北見間連絡鐵道敷設の請願　（委員長報告）

第七十九　（特別報告第二百五十二號）九州中央鐵道速成の請願　（委員長報告）

第八十　（特別報告第二百五十三號）上磯江差間輕便鐵道速成の請願　（委員長報告）

第八十一　（特別報告第二百五十六號）弘前市地方貨車配給增加の請願　（委員長報告）

第八十二　（特別報告第二百五十七號）伏見驛及伏見線の存續に關する請願　（委員長報告）

第八十三　（特別報告第二百六十號）金祿公債下附の請願　（委員長報告）

第八十四　（特別報告第二百六十一號）水產會法制定の請願　（委員長報告）

第八十五　（特別報告第二百六十二號）染料工業に關する請願　（委員長報告）

第八十六　（特別報告第二百六十三號）大垣郵便局を二等局と爲すの請願　（委員長報告）

第八十七　（特別報告第二百六十四號）國府郵便局管區を德島郵便局電話普通區域に編入の請願　（委員長報告）

第八十八　（特別報告第二百六十五號）横濱市町田町間直通電話架設の請願　（委員長報告）

第八十九　（特別報告第二百六十六號）富原村に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第九十　（特別報告第二百六十七號）中黑瀨郵便局に集配事務開始の請願　（委員長報告）

第九十一　（特別報告第二百六十八號）元糸魚川區裁判所復舊の請願　（委員長報告）

第九十二　（特別報告第二百六十九號）北陸鐵道七尾和倉間延長敷設の請願　（委員長報告）

第九十三　（特別報告第二百七十號）七尾輪島間鐵道速成に關する請願　（委員長報告）

第九十四　（特別報告第二百七十二號）石炭價格調節の請願　（委員長報告）

第九十五　（特別報告第二百七十三號）陸軍重砲兵聯隊移轉設置に關する請願　（委員長報告）

第九十六　（特別報告第二百七十四號）西安居村本堂區に無集配三等郵便局設置の請願　（委員長報告）

第九十七　（特別報告第二百七十六號）上岡停車場設計變更の請願　（委員長報告）

〔福井三郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○福井三郎君　唯今一括して議題に供せられた件數は、總て八十七件あります、及ぶ限り敏活に簡單に報告を致しまする積りでございますけれども、時間を要するであらうと考へます（「謹聽」と呼ふ者あり）人民が熟誠を籠めたる請願であり、殊に何程長くても今日一日でありますからして、暫く御辛抱を下さることを願ひます（拍手起る）それでは直ちに報告に取掛ります、それから茲に申上げて置きますが、特別報告の號數を毎年讀んで居りましたけれども、是は速記に掲げて貰ふことに致しまして、一々讀んで居りますと、八十七件では大分時間が掛りますから、之を省く丈でも大分倹約が出來やうと思ひますから、是は讀上げませぬから左様御承知置を願ひます、日程の第十一、徵兵採定に關する請願、廣島縣安藝郡上瀬野村松永良作呈出、紹介議員早速整爾君、日程の第十二、國庫出納金端數計算法改正の請願、福岡縣糸島郡小富士村藤瀬與右衞門の呈出、紹介議員は赤間嘉之吉君、日程十三、鰹乾魚製用鰹に關する請願、大阪府大阪市西區靱中通一丁目山本寅吉外三名の呈出、紹介議員奧田龜造君外三名、日程第十四、全國各町に煙草及印紙元賣捌を依託するの請願外二件、神奈川縣三浦郡浦賀町長川島平藏外十七名呈出、紹介議員小熊八郎右衞門君外四名、日程第十五、恩給年金融に關する請願、東京府豐多摩郡巣鴨村横山朝太郎外十一名呈出、紹介議員石射文五郎君、日程第十六、漁業稅を國稅に編入の請願靜岡縣磐田郡中泉町川島瀧三外六名呈出、紹介議員小西和君外一名、日程第十七、元湯澤稅務署復舊の請願、秋田縣雄勝郡湯澤町舟田準之助外二十七名呈出、紹介議員池田龜治君外二名日程第十八、元日下部稅務署復舊の請願、山梨縣東山梨郡日下部村依田道長外四十名呈出、紹介議員生原忠右衞門君外一名日程第十九、阿片賠償金値上の請願、大阪府三島郡福井村二反長音藏外百五十四名呈出、紹介議員井原百介君、日程第二十、縣社土津神社を別格官幣社に昇格の請願、福島縣耶麻郡猪苗代町土津神社社司坂武外八名呈出、紹介議員は八田宗吉君、日程第二十一、天龍川改修工事を第一期川に編入の請願外一件靜岡縣磐田郡富岡村天龍川東縁水防組合長平野政五郎外十名呈出、紹介議員北井波治目君、日程第二十二、河岸及海岸に於ける堤防勾配地並堤外草生地利用の請願、愛知縣名古屋市中區禰宜町石垣伊助外二名呈出、紹介議員佐々木文一君。（「早い〳〵」と呼ふ者あり）餘り早いさうですから少し愼くりやります、日程第二十三、刈田川大堰費補助の請願、新潟縣南蒲原郡刈谷田川大堰普通水利組合管理者中の島村長星野次郎呈出、紹介議員は大竹貫一君であります、日程第二十四、若松港開發に關する請願、福岡縣若松市濱町石野寬平外五名呈出、紹介議員山口恒太郎君外一名であります、日程第二十五、職工購買組合保護獎勵に關する請願、廣島縣吳市本通有限責任吳職工購買組合長眞藤齊外四名呈出、紹介議員は土井權大君、日程第二十六、工場法施行規則中改正の請願、和歌山縣和歌山市雜賀町山田吉衞外九名呈出、紹介議員は河上啓太君外十三名、日程第二十七、特許權取消に關する請願、京都府與謝郡三

河田村島居武右衞門外四十九名呈出、紹介議員廣岡宇一郎君外一名、日程第二十八、耕地面積擴張に關する請願、岡山縣久米郡大井東村農會長實成庭藏外三名呈出、紹介議員は本員でございます、日程第二十九、鑛區採掘權取消損害賠償に關する請願、愛知縣名古屋市西區花車町滕田捨次郎呈出、紹介議員三輪市太郎君外一名であります、第三十、用水路圦樋改築費國庫支辨の請願、靜岡縣富士郡加島村長松永正名外二名呈出、紹介議員は清瀨太郎君であります、日程第三十一、木津川治水に關する請願、京都府相樂郡木津町長河村家秀外二十九名呈出、紹介議員長田桃藏君であります、日程第三十二、圓山川治水竝に津居山港修築の請願、兵庫縣城崎郡豐岡町佐川恒太郎外八百七十一名呈出紹介議員廣岡宇一郎君外二名であります、日程第三十三、大阪市水源地營造物に因る損害補償の請願、大阪府西成郡西中島村久田吉三郎外二名呈出、紹介議員井坂光暉君であります、日程第三十四、賣藥法改正の請願、富山縣賣藥同業組合長中川久正呈出、紹介議員野村嘉六君外一名日程第三十五、害蟲驅除豫防法中改正の請願、青森縣中津輕郡清水村外崎嘉七外三十八名の呈出、紹介議員は菊池良一君外三名であります、日程第三十六、米穀市場開設の請願、德島縣德島市船場町宮崎民二外三名の呈出、紹介議員は故板東勘五郎君であります、日程第三十七、石炭價格調節の請願、京都商業會議所會頭濱岡光哲の呈出、紹介議員は小川郷太郎君であります、日程第三十八、大井澤村に郵便局設置の請願、山形縣西村山郡大井澤村長林亥助呈出紹介議員は大石五郎君外一名であります、日程第三十九、富田浦町東部に三等郵便局設置の請願、德島縣德島市富田浦町高井橋次郎外二十名の呈出、紹介議員は武市彰一君外一名であります日程第四十佐都村に三等郵便局設置の請願、茨城縣久慈郡佐都村江幡與之助外十四名呈出、紹介議員は根本正君であります、以上三十件紹介議員の說明を聽き、竝に政府委員の意見を徵し、愼重に審議を致しました末、皆何れも相當の理由あるものとして院議に付すべきもの即ち採擇と決定致しました、先づ此處までを御報告致して置きます。

特別報告第百五十八號

意見書

請願文書表第四一四號

徵兵採定に關する請願　廣島縣安藝郡上瀨野村千六百四十三番地平民農松永良作呈出

（紹介議員早速整爾君）

右請願の要旨は徵兵檢査に當り壯丁の體格と檢査官の認定とのみに依て兵種を決するは適材を適所に措く上に於て遺憾尠からす依て兵種の決定に付ては本人の希望を第一條件とし之に體格の如何を斟酌し以て之を決定せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百八十二號

意見書

請願文書表第九三九號

國庫出納金端數計算法改正の請願　福岡縣絲島郡小富士村大字御床三百八十五番地平民農藤瀨與右衞門呈出（紹介議員赤間嘉之吉君）

右請願の要旨は請願人は地價一錢の山林二歩を所有し大正五年法律第二號國庫出納金端數計算法施行以前に於ては右に對し公課合計三錢の負擔なりしに拘らす同法施行後大正五年度以降は合計七錢の公課を負擔するに至れり僅々一錢の地價に對し七錢の負擔は重きに失するを以て前記國庫出納金端數計算法を左の如く改正せられたしと謂ふに在り

第一條　國庫の收入金又は仕拂金にして一錢未滿の端數あるときは其の端數は之を切捨つ其の全額一錢未滿なるときは之を收入し又は仕拂を爲さす

第六條の二　第一條末段の規定に依り收納せさる地租は法律上總ての納稅資格中に納稅したるものと看做す

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百八十三號

意見書

請願文書表第九六六號

鹽乾魚業用鹽に關する請願　大阪府大阪市西區靱中通二丁目十七番地平民海產物商山本寅吉外三名呈出（紹介議員奥田龜造君外三名）

右請願の要旨は我か國は四面環海水產物の豐富を以て世界に冠絶するに拘らす鹽の供給潤澤ならす其の價格高きに失する爲多量の漁獲ありと雖之を鹽藏し又は鹽乾魚の製造上不利尠からす鹽專賣法實施以來鹽價の高騰に從ひ古來有名なる對馬鹽鯖製造場を始め斯業の廢滅するもの前後相次くの慘狀に陷り一は安價にして滋養に富める副食物を國民に供給する能はす一は時局の關係上海外各地共に我か鹽乾魚の需要劇增しつゝあるも輸出の發展を期するに由なし依て現に特用鹽規則第一條第七號に依り鮭、鱒、鯨等數種の漁獲物に許されたる特價供給の範圍を擴張して一般鹽乾魚業に及ほし且其の實行に當りては保稅倉庫を設け或は事後檢査の方法を講する等簡易にして漁業の實際に適する手續に依り法益の享受を完うせしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百八十四號

意見書

請願文書表第七五六號

全國各町に煙草及印紙元賣捌を依託するの請願　神奈川縣三浦郡浦賀町長川島平藏外十七名呈出（紹介議員小鹽八郎右衞門君外四名）

同　第九三六號

同上　群馬縣群馬郡澁川町長羽鳥年太郎呈出（紹介議員武藤金吉君）

同　第九七七號

同上　香川縣香川郡香西町長久保榮吉外十六名呈出（紹介議員松田三德君）

右請願の要旨は地方自治體の發達を期せむとせは財政の安固を圖らさるへからさるも現時町村の經濟は頗る困難にして必要なる施設經營も之を爲す能はさるの狀態なり而も農村に於ては財力涵養の實を擧け居るもの尠からさるも小都邑たる町は之に比し甚た遜色あり依て煙草及印紙の賣捌を全國各町に委託するの規定を設け之等元賣捌の收益を以て町の財源に充てしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百八十五號

意見書

請願文書表第一〇一九號

恩給年金金融に關する請願　東京府北豐島郡巢鴨村三千二百五十四番地平民農横山朝太郎外十一名呈出（紹介議員石射文五郎君）

右請願の要旨は近來每年の恩給金は總額約三千六百萬圓にして其の一割約三百五六十萬圓は委任契約の名を以て受給者より金融に供せらるるものと推す假に之を平均三箇年分の立替とすれは其の金額は一千萬圓以上の巨額に達し今や全國到る所盛に行はれ爲其の貸借の數を增加するの實況に在り然るに恩給金の如きは政府より定期確實に支給せられ取立輕便なるに拘らす利子步合の高きは法律上債權の擔保を禁止し委任受領の形式に依る爲債務不履行者續出する場合あるに因る是れ一般恩給受給者の困難尠少ならさるを以て恩給受給權の移轉せさる範圍內に於て恩給年金の債權擔保を認むるか又は政府に於て特種の銀行を設け若は遞信省爲替貯金局をして之に對する低利貸付を爲さしむる方法を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百八十六號

意見書

請願文書表第九九九號

漁業稅を國稅に編入の請願　靜岡縣磐田郡中泉町七百四十八番地の二平民農川島瀧藏外六名呈出（紹介議員小西和君外一名）

右請願の要旨は性質に於て一般地租と大差なき漁業稅を府縣稅として賦課するは妥當と謂ふへからす殊に漁業法改正の結果漁業を物權と看做し土地に關する規定を準用するの今日に於ては當然之を國稅に編入し以て該權利を確保せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百八十八號

意見書

請願文書表第一二八五號

元湯澤税務署復舊の請願　秋田縣雄勝郡湯澤町字新丁十一番地士族舟田準之助外二十七名呈出（紹介議員池田龜治君外二名）

右請願の要旨は秋田縣下元湯澤税務署は明治四十二年十一月廢止せられ横手税務署の管轄に移されたるも元湯澤税務署管内には酒造家多くして其の造石高二萬石を越へ其の納税額は優に秋田税務監督署管内の四分の一以上を占め他に其の比を見さる所なり又直接國税の如きも二十萬圓に垂むとし其取扱件數甚た多し依て前記税務署を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百八十九號

意見書

請願文書表第一二七二號

元日下部税務署復舊の請願　山梨縣東山梨郡日下部村第三百六十六番戸平民農依田道長外四十名呈出（紹介議員生原忠右衛門君外一名）

右請願の要旨は山梨縣東山梨郡日下部村所在元日下部税務署廢止せられたる爲郡中三十一箇村民の被る不利不便甚た大なり依て元日下部税務署を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百九十一號

意見書

請願文書表第六七六號

阿片賠償金値上の請願　大阪府三島郡福井村大字福井百八十二番屋敷平民農二反長音藏外百五十四名呈出（紹介議員井原百介君）

右請願の要旨は請願人等は多年阿片製造に從事し來れるも現行賠償金は低廉に過き阿片製造業者の痛苦勘からす依て阿片法を改正し以て阿片の賠償率を阿片中の含有莫兒比涅量百分の十以上百分の十一未滿のもの百匁に付金二十圓の割とし其の他は含有莫兒比涅量に應し之に準して遞加又は遞減せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百九十二號

意見書

請願文書表第九三三號

縣社土津神社を別格官幣社に昇格の請願　福島縣耶麻郡猪苗代町字古城町九十七番地士族土津神社社司阪武外八名呈出（紹介議員八田宗吉君）

右請願の要旨は福島縣耶麻郡猪苗代町縣社土津神社は德川四代將軍家綱の補將たる會津藩主保科正之の神靈を祀れる神社たり正之は十九年間國務に鞅掌し其の間敬神尊王の大義を唱へ程朱の學を扶植して忠孝節義の道德を普及し民治の基礎を確立し我か國文明に貢獻すること大にして當時賢人の聞え高し其の鴻業中單に神道復興の一事を以て尚昇格を請願するに足るのみならす土津神社は地方民の崇敬最厚く其の設備亦完全に近く大正六年十二月福島縣會は全會一致を以て同社昇格の件を可決したり斯の如きを以て前記土津神社を別格官幣大社に昇格せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百九十三號

意見書

請願文書表第九三七號

天龍川改修工事を第一期川に編入の請願　靜岡縣磐田郡富岡村天龍川東縁水防組合長平野政五郎外十名呈出（紹介議員北井波治目君）

同　第九三八號

同上　靜岡縣濱名郡河輪村長武田多賀吉外十名呈出（紹介議員北井波治目君）

右請願の要旨は天龍川は第一期川に編入せらるへき理由あるに拘らす却て第二期川に編入せられたるを以て第二十七回議會に於て衆議院は第一期川に追加編入の建議を爲したるも政府は既定方針を固執し之に同意せす然れとも同川東海道鐵道以北は不充分なから修築工事を施したりと雖其以南は三川に分流し堤塘脆弱にして治水上危險甚しきも未た修築工事すら施行せさるを以て近來河口益塡塞し砂丘愈高く一朝洪水あるや必す多少の損害を被らさるなく洵に下流住民の憂慮措く能はさる所なり而して第三十九回議會に於ては衆議院の治水事業速成に關する建議成立し政府は往年定めたる方針を變更して第二期川に編入せられたりと雖尙第一期川に編入すへき理由を有し其の水害區域及損害價格は明治四十三年治水調査會に於て調査したるものより益增加の趨勢に在るを以て之を第一期川に編入し速に國費を以て全川の改修工事を施行せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百九十四號

意見書

請願文書表第九四八號

河岸及海岸に於ける堤防勾配地並堤外草生地利用の請願　愛知縣名古屋市中區觀音町百四十七番戸平民金庫製造業石垣伊助外二名呈出（紹介議員佐々木文一君）

右請願の要旨は河岸又は海岸に於ける堤防勾配の土地若は堤外草生地を生産上に利用するは國家經濟上有用なりと認む依て牧草、紫雲英、桑苗、川柳、楮、三股、亞麻、ラミー、大麻、黄麻、マニラヘンプ等の植付の如き適當なる方法に依て之か使用を許可せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百九十五號

意見書

請願文書表第九五〇號

刈谷田川大堰費補助の請願　新潟縣南蒲原郡刈谷田川大堰普通水利組合管理者中之島村長星野次郎呈出（紹介議員大竹貫一君）

右請願の要旨は新潟縣南蒲原郡刈谷田川大堰は遠く明曆年間に創設し當時の領主新發田藩主は民業奬勵の趣旨を以て本郡中の田畑原野等約五十町歩を下附せられ且堰留人夫扶持米として年年四十石四斗宛給與せられたりしも明治維新廢藩置縣の結果前記土地は上地を命せられ扶持米は廢止せられたり而して明治政府は之か代償として明治七年より向十箇年間經費の十分の三即ち一箇年金千二百六十四圓三十九錢七厘宛を國庫より補助すへき旨採許せられ年年其の交付を受けつつありたるも明治十三年太政官布告第四十八號を以て突然之を地方税支辨に移されたり依て其の交付方を縣令に出願せしも縣會に於ては地方税支辨の限外なりとの理由を以て却下せられたる爲爾後三箇年の補助金は之を得すして今日に至れり然るに一方水源荒廢し刈谷田川の河水年年涸渇して耕地の灌漑殆と不能となり二萬の民衆を飢渴に陷らしむるの慘狀を呈せむとす適當の施設を爲し之か救濟を爲すは刻下焦眉緊要のことに屬すと雖現狀に於ては經費の都合上如何とも爲す能はす依て未收三箇年分の補助金及之に對する利息金を國庫より一時支出補助せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百九十六號

意見書

請願文書表第八九七號

若松港開發に關する請願　福岡縣若松市濱町開三百番地平民無職石野寬平外五名呈出（紹介議員山口恒太郎君外一名）

右請願の要旨は福岡縣下若松港所在洞海灣沿岸は北九州に於ける事業中心地として石炭の產出と相俟ち將來益發展せむとするに拘らす同港は若松築港株式會社の經營に係る爲或は出入港錢を徵し或は水深充分ならさる等の憾あり依て前記若松築港株式會社を買收して出入港錢を全廢し同時に浚渫區域を擴大し水深を增加するか若急速に實施し難き場合に於ては出入港錢の撤廢（本港及外港共に干潮面の水深）二十五尺乃至三十五尺に達するの浚渫及該浚渫區域を洞海灣全部に擴大する等緊急必要事業の費用全部を國庫より補助し前記會社をして之を遂行せしめ以て同港を開發せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百九十七號

意見書

請願文書表第九五四號

職工購買組合保護奬勵に關する請願　廣島縣呉市本通一丁目七十六番戸平民有限責任呉職工購買組合長顧藤齋外四名呈出（紹介議員土井權大君）

右請願の要旨は請願人等は呉海軍工廠職工を以て組合員と爲し產業組合法に準據し呉職工購買組合を設立したるも勞働者の常として其の得たる賃金は直に之を消費し餘裕存せさる爲相當の出資を爲し組合員たらむとする者甚た僅少なり然れとも鐵道院又は遞信省從業者其の他若松製鐵所職工等に依て組織せる購買組合の如く雇主たる當該官廳より特別の保護を與ふるに於ては多數の組合員を網羅し得るのみならす供給品代價に關しては顧慮するを要せさるを以て低廉に良品を得組合員の生活費を輕減し間接に增給を受けたると同一の結果を來し組合資金の運用に依て其の持分の價格昂上し不識の間に貯金を爲したると等しき結果を生し直接間接勞働者に與ふる利益甚た大なり依て購買組合奬勵並保護に關する適當の方法を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百九十八號

意見書

請願文書表第九六四號

工場法施行規則中改正の請願　和歌山縣和歌山市雜賀町二十八番地平民織物業山田吉兵衞外九名呈出（紹介議員河上哲太君外十三名）

右請願の要旨は工場法第三條第二項に依る就業時間の制限延長に關しては大正五年八月三日農商務省令第十九號工場法施行規則を以て之か規定を爲したりと雖同規則第三條第二項の規定は織物業者の苦痛とする所なり依て從來の慣習、現今の國情及工場法實施以來今日迄の實績とに鑑み第二項の就業時間を第一項と同一に改正せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百九十九號

意見書

請願文書表第九二五號

特許權取消に關する請願　京都府與謝郡三河内村百九十一番戸平民縮緬製造業鳥居武右衞門外四十九名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君外一名）

右請願の要旨は絹紡績絲を緯絲として縮緬に使用する方法は京都府下與謝、中、竹野の三郡地方に於て普く慣用し來りし所なり然るに同方法は同府下中郡丹羽村板根垣藏之を發明し特許權を有するを以て同人は先年丹後縮緬三郡同業組合に對し抗議を提出したる爲當業者は大恐慌を來し絹紡績絲に依る縮緬製造業は衰頽せむとせり依て該特許權の存在は公益上障碍勘からさるを以て特許法第四十四條を適用し之を取消されたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百號

意見書

請願文書表第八〇五號

耕地面積擴張に關する請願　岡山縣久米郡大井東村農會長實成庭藏外三名呈出（紹介議員福井三郎君）

右請願の要旨は食料品の國民的獨立は刻下の急務たるも我か國民生活の必需品たる米の產出は人口の增加に伴はす而して米穀增收の途は一に農事の改良に在りと雖是れ自ら限度あるものなるを以て農產物殊に米の增收を圖らむとせは根本的に耕地の增加擴張を計るに在り依て全國耕地整理を著著進捗せしめて其の面積を擴張せむ爲法律を制定し（一）耕地整理に依り地價修正を廢し整理前の地價に据置き（二）耕地整理に要する費用中溜池水路堰堤等の新設費半額を國庫より補助せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百一號

意見書

請願文書表第八五九號

鑛區採掘權取消損害賠償に關する請願　愛知縣名古屋市西區花車町九十九番地平民鑛業藤田捨次郎呈出（紹介議員三輪市太郎君外一名）

右請願の要旨は請願人は明治三十八年九月長崎縣に一炭坑を買收し成規の手續を經て採炭に著手せり然るに其後當局は突如として要塞地帶第一區內なりとの理由に依り事業の停止を命し更に炭坑全部の原狀復舊と採掘權の取消を命せられ年收十萬圓以上の純益を失ひたるのみならす事業投資十三萬圓餘の損害を生せり依て曩に陸軍大臣に其情を愬へ歎願せしも補償に關する標準法規なしとの理由を以て空しく恨を吞むの外途なきは痛歎に堪へさる所なり然れとも立憲治下の今日國家は當然其の責に任すへく法の不備に藉口して無辜の民の苦痛を傍觀するは不都合なりと認む依て相當の方法を以て之か救濟を爲されたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百二號

意見書

請願文書表第九九四號

用水路圦樋改築費國庫支辨の請願　靜岡縣富士郡加島村長松永正名外二名呈出（紹介議員清崟太郎君）

右請願の要旨は靜岡縣富士郡岩松村松岡字堤外所在用水路圦樋は同郡加島村森島、森下、宮下、田子浦村五貫島の田地三百餘町步に灌漑し明治二十年東海道鐵道敷設の當時官營を以て木造の圦樋を埋設したるも其の材料は多く一度使用したる古材木なりしを以て明治三十七年頃より腐朽し危險と爲りたるに依り同三十九年以來之か改築を靜岡縣廳に請ひしも未た其の運に至らす然れとも若之を放任せむか前記三百餘町步の田面は自然灌漑不可能に陷るへし依て前記用水路圦樋の改築工事を施行せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百三號

意見書

請願文書表第一〇〇一號

木津川治水に關する請願　京都府相樂郡木津町長河村家秀外二十九名呈出（紹介議員長田桃藏君）

右請願の要旨は木津川は水源を三重、奈良兩縣下に發し延長三十里にして京都、大阪府に流入する淀川の上流たり之を以て京都府は曩に巨費を投して治水工事を施したりと雖客年九、十月の交未曾有の大洪水の際は堤防は決潰崩落し五大橋は墜落流失し稀有の慘狀を呈せり然るに斯の如き大災害に對する根本的治水計畫は到底地方費の堪ゆる所に非す依て淀川再改修と共に國費を以て其の源泉たる木津川に對し適當なる治水計畫を建てられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百四號

意見書

請願文書表第一〇〇七號

圓山川治水並津居山港修築の請願　兵庫縣城崎郡豐岡町京口二十五番地平民銀行業佐川恒太郎外八百七十一名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君外二名）

右請願の要旨は兵庫縣下圓山川は河川改修事業の第二期川に屬し順位甚た遠し然るに其の被害損失は同期川中に多く見さるの慘禍を受け住民其の堵に安むせす又津居山港は圓山川の河口に在りて近時土砂の堆積甚しく排水を阻害し港灣の價値を失はむとす依て圓山川に對しては急速改修工事を施し津居山港に對しては速に修築せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊御送付候也

特別報告第二百五號

意見書

請願文書表第一二七六號

大阪市水源地營造物に因る損害補償の請願　大阪府西成郡西中島村大字淡路六十八番地平民農欠田吉三郎外二名呈出（紹介議員井

阪光雄君）

右請願の要旨は大阪府西成郡西中島村の樞要地點に於て大阪市は面積四十一町歩に亘る水源地を設置せり之に對しては些の公課をも賦課し得さるのみならす水源地の周圍五町以內の地域には製造工場の設立を禁したり此の面積百三十二町歩餘にして全村總面積三百七十町歩中約四割の地域は唯徒に放擲し置かさるへからす同村の受くる不利甚しく依て右水源地たる營造物の爲に被れる損失に對し補償方法を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六號

意見書

請願文書表第一二八二號

賣藥法中改正の請願　富山縣賣藥同業組合副組長中川久正呈出（紹介議員野村嘉六君外一名）

右請願の要旨は現行賣藥法は內地、朝鮮其の他の移出地等賣藥販賣地の如何に依り其の支配法規に差違あり當業者の不利尠からす依て賣藥法第二十條中移出に關する事項を削除し又同法に依り免許を得たる賣藥は朝鮮其の他の移出地に於ける賣藥に關する法規の適用より免除せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百七號

意見書

請願文書表第一二六三號

害蟲驅除豫防法中改正の請願　青森縣中津輕郡淸水村大字富田百八十一番地平民林檎生產業外崎嘉七外三十八名呈出（紹介議員菊池良一君外三名）

右請願の要旨は林檎は青森縣の重要物產なるも病蟲害を被ること多く就中赤星病の蔓延甚しく之か防止は刻下の急務なり然るに明治二十九年法律第十七號害蟲驅除豫防法第六條は觀賞樹たる「ソナレ」「イフキ」に適用する能はさるを以て之か驅除上支障尠からす依て同法を改正し前記「ソナレ」「イフキ」をも他の農作物、藁稈、雜草と同しく之を拔棄又は燒棄し得せしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百九號

意見書

請願文書表第一二八〇號

米穀市場開設の請願　德島縣德島市船場町字船場町百十九番地の一平民商宮崎民二外三名呈出（紹介議員板東勘五郎君）

右請願の要旨は我か國民生活上の必需品たる米穀價格の適正と需要供給調節の圓滑を期するは非營利的に現物取引を行ふ市場を全國主要產地に設置するに在り依て此の趣旨に基く法律を制定し德島縣德島市船場町に非營利的現物取引專營の正米市場若は米穀市場を開設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百十號

意見書

請願文書表第一二六一號

石炭價格調節の請願　京都商業會議所會頭濱岡光哲呈出（紹介議員小川鄕太郎君）

右請願の要旨ほ近時石炭の價格暴騰し各種工業の被る打擊甚大にして之か救濟は刻下の急務なり依て政府使用の石炭は外國產就中撫順炭を以て之に充て其の產額の增加を圖り從來海外に輸出せる撫順炭は之を內地に振向け其の他石炭の輸出に對して制限を加へ船舶並鐵道貨車の配給に依り石炭の輸送を便ならしむる等の方法を採り石炭價格の調節を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百十一號

意見書

請願文書表第九四七號

大井澤村に郵便局設置の請願　山形縣西村山郡大井澤村長高林亥助呈出（紹介議員大石五郎君外一名）

右請願の要旨は山形縣西村山郡大澤村は戶數五百十南北五里東西三里に亘り農、林、鑛、工業發達し明治十六年迄郵便局を設置せられたるも行政整理の際廢止せられ貫見局の所轄となりてより郵便物の停滯を來し冬期降雪に際して殊に甚しく官民の不便尠からす依て速に前記大井澤村に郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百十二號

意見書

請願文書表第一〇二二號

富田浦町東部に三等郵便局設置の請願　德島縣德島市富田浦町字東富田士族高井橘次郎外二十名呈出（紹介議員武市彰一君外一名）

右請願の要旨は德島縣德島市富田浦町は人口一萬七千九百餘を有し殊に其東部には中學校鹽專賣支局貯炭所等を有し近く又煙草專賣支局を設けられむとし其の發展著しく郵便事務繁多にして將來尙更に劇增すへき狀況なり然るに同町郵便局は其の位置西方に偏在せる爲不便少からす且德島市內郵便局の配置は人口數に依るものとせは富田浦町は優に二局を有し得へき地位に在るを以て速に前記德島市富田浦町東部に三等郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百十三號

意見書

請願文書表第一〇二三號

佐都村に三等郵便局設置の請願　茨城縣久慈郡佐都村大字茅根八番地平民農江幡伊與之介外十四名呈出（紹介議員根本正君）

右請願の要旨は茨城縣久慈郡佐都村は縣道に沿ひ住民二千有餘農商工業盛にして米麥莚叺の名產地たり從て諸般の取引上通信事務繁多なるに拘らす郵便局に至るには何れよりするも一里餘を距て隣接譽田村と共に其の不便甚し依て前記佐都村に三等郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

○議長（大岡育造君）　委員長の報告中此日程第十一に對しては、反對の通告があります、高橋本吉君、

○高橋本吉君　簡單でありますから此席から御許を願ひます。

○議長（大岡育造君）　宜しうございます。

○高橋本吉君　前の請願委員長故板東君が、請願は國民の熱誠を籠める所のものであつて、此請願權を大に尊重しなければならぬと云ふことを請願委員會の初めに於て聲言して、極めて愼重なる審議をされたのでありますが、當時は採擇したる請願に對して十分の權威を持たせる爲には、其請願の採擇を又殊に吟味しなければならぬと云ふことでありました、それで私の今反對しやうと致して居りまする所の請願に付ては、故委員長は特に請願委員會に致して注意を灑いた問題であります、で請願の要旨は徵兵の檢査に當りまして、其壯丁の體格の檢査のみでなく、更に當人等の希望を聞くことを第一の條件として―希望を第一の條件として其兵種を定めることが宜からうと云ふ事の請願であります、然る所若し此第一條件として希望を聽くと云ふことになりましたならば、軍隊の軍紀と云ふものを傷ける虞がある、で斯の如き希望條件などと云ふものは、擧國皆兵の目的に合はぬものでありますから、是は採るべきものではない、然るに請願の紹介人は、此際成るべくと云ふ事にして、と云ふ事を言うたと云ふことで成べくならば宜からうと云ふやうな御話もありましたが若しさうでありまするならば、此徵兵の第九條――此中にすつかり規定がございまして、もう當人の職業とか藝能とか云ふことを參酌しまして、兵種を定めると云ふことの規定があります、今度本院に於て改正した所の規則にも、矢張此事が出て居ります、又陸軍に於ては實際に此點を今まで執行して居るのであります、さすれば此請願の目的と云ふものは、既に無いのである、目的の無い所の請願を採擇して政府に送付すると云ふことは、請願の權威を發揮する所以の途でない、是はもう明かなことでありまして若し請願者又は紹介議員が、事實に就て少し調査するとか、或は法律の方の關係に就て幾らか調べて見たならば、斯の如き請願は始から出る所の請願では

ないのであります、それ故に此請願は、實は本議場に議決を求める形に於て來るべき請願でなくして、實は政府の參考送付か何かに處分せらるべきものであつたのが、どう云ふのかそれが此處に出たのでありますから、今之を本院に於て議決して下さらぬと云ふ事は、請願委員一同の決して遺憾に思ふ所の點ではありませぬから此請願を採擇の御議決のないやうに希望したいと云ふ趣旨であります。

○岩崎勳君　唯今高橋君の御演說になりました日程第十一特別報告第百五十八號、徵兵採定に關する請願は、高橋君の演說の理由に依て委員長の報告に反對して、之を否決し、日程第十二乃至第四十の請願は、何れも委員長報告通り可決採擇せられむことを希望致します。

〔「贊成々々」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　日程の第十一を除く外、第十二より第四十までは別に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ日程第十二より第四十までは、委員長報告の通り可決したることを宣告致します、而して日程の第十一に對しては之を否決するの議が出て居ります、別に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議ありとすれば採決します採擇すべしとの意見を有する諸君の起立を求めます

起立者　少數

○議長（大岡育造君）　少數であります、仍て日程第十一は否決しました、次の日程第四十一より以下の報告を求めます。

○福井三郎君　それでは續いて報告致します、日程第四十一、都跡村佐紀に集配三等郵便局設置の請願奈良縣生駒郡都跡村尾埜好三呈出、紹介議員は八木逸郎君であります、日程第四十二、小泉局を無集配とし舞木驛附近に郵便局設置の請願、福島縣田村郡巖江村青山學三郎外十五名の呈出にして、紹介議員は河野廣中君外一名で有ます、日程第四十三、北千島に電信局設置の請願、靜岡縣磐田郡中泉町川島瀧藏外六名呈出、紹介議員は佐々木平次郎君外一名であります、日程第四十四、露領沿岸漁場に通信運輸機關設置の請願、靜岡縣磐田郡中泉町川島瀧藏外六名呈出、紹介議員は關矢儀八郎君外一名であります、日程第四十五、網走郵便局を二等局と爲すの請願、北海道網走郡網走町野村定吉外九十三名呈出、紹介議員は小林源藏君であります、日程第四十六、一宮郵便局を二等局に昇進の請願、愛知縣中島郡一宮町森鐵外八十三名呈出、紹介議員は瀧正雄君外二名であります、日程第四十七、志々郵便局に電信電話架設の請願、島根縣飯石郡志々村長木村景龍の呈出にして、紹介議員は高橋久次郎君であります、日程第四十八、熱鹽郵便局に電信電話架設の請願、福島縣耶麻郡熱鹽村長遠藤次八外二十三名呈出、紹介議員は八田宗吉君であります、日程の第四十九、新山郵便局に電話開設の請願、岡山縣岡山市下田町石川一郎外一名の呈出にして、紹介議員は本員でございます、日程第五十、馬瀨郵便局に電信事務開始の請願、岐阜縣益田郡馬瀨村中川裕一郎外一名の呈出にして、紹介議員は西川銳吉君であります、日程第五十一、馬路郵便局に集配事務開始の請願、島根縣邇摩郡馬路村長家迫伊三郎の呈出にして、紹介議員は石田孝吉君であります、日程の第五十二、不生郵便局に集配事務開始の請願、山梨縣南都留郡不生村長小俣一致外一名の呈出にして、紹介議員は牛田唯一君であります、日程第五十三、澤入郵便局に集配並電信事務開始の請願、群馬縣勢多郡東村米田淸助外百六十九名の呈出にして、紹介議員は武藤金吉君であります、日程第五十四、特許岡本式救命艇成績試驗に關する請願、德島縣德島市佐古町岡本丈三郎の呈出にして、紹介議員は故板東勘五郎君外一名であります、日程第五十五、元飯田區裁判所復舊の請願、石川縣珠洲郡飯田町長藤野幸作の呈出にして、紹介議員は米田穣君であります、日程の第五十六、野市村に登記所設置の請願、高知縣香美郡野市村長島內米藏の呈出にして紹介議員は白石直治君であります、日程第五十七、矢神村に區裁判所出張所設置の請願、岡山縣阿哲郡矢神村長代理助役安川士鷹外一名の呈出にして、紹介議員は西村丹治郎君であります、日程第五十八、天鹽村に增毛區裁判所出張所設置の請願、北海道留萌郡留萌町出田平馬外二百八十二名の呈出にして、紹介議員は東武君外一名であります、日程第五十九、大森區裁判所日貫出張所廢止並矢上市山兩出張所增設の請願島根縣邑智郡市山村山崎九市外四十三名の呈出にして、紹介議員は恒松隆慶君外一名であります、日程の第六十、辯護士類似業者取締法制定の請願、東京市京橋區日吉町辯護士法學博士原嘉道外百七十四名の呈出にして、紹介議員は岩崎勳君であります、日程第六十一、宇都宮監獄移轉の請願、栃木縣宇都宮市長谷誠之の呈出にして、紹介議員は上野松次郎君であります、日程第六十二、上の山中村兩驛間鐵道急設の請願、宮城縣刈田郡白石町渡邊佐吉外二名の呈出にして、紹介議員は澤來太郎君外二名であります、日程第六十三、橫須賀浦賀間官設鐵道支線延長の請願、神奈川縣三浦郡浦賀町長川島平藏外百十名の呈出にして、紹介議員は小泉又次郎君であります、日程第六十四、石狩川右岸鐵道敷設の請願、北海道樺戶郡浦臼村岩村八作外十一名の呈出にして、紹介議員は東武君外一名であります、日程第六十五、斜里網走線鐵道速成の請願、北海道斜里郡斜里村有阪克巳外百二十一名呈出、紹介議員は東武君外一名であります、日程第六十六、天鹽線輕便鐵道速成の請願、北海道中川郡中川村和田秀一外二百五十八名の呈出にして、紹介議員は東武君外一名であります、日程第六十七、旭川留邊蘂間鐵道延長石北線速成の請願、北海道常呂郡野付牛町川島義明外七十三名の呈出にして、紹介議員は中西六三郎君外一名であります、日程第六十八、金山鐵道速成の請願、北海道室蘭區本町中村俊淸外三百五十九名の呈出にして、紹介議員は中西六三郎君外一名であります、日程第六十九、長萬部輪西間鐵道速成の請願、北海道函館區元町渡邊三作外八百六十二名の呈出にして、紹介議員は佐々木平次郎君外五名であります、日程第七十、興部小頓別間鐵道速成の請願、北海道枝幸郡枝幸村三浦重吉外三十七名の呈出にして、紹介議員は東武君外一名であります、以上三十件取り敢へず茲に御報告を致して置きます、是亦一々各當該の分科の審査に付し、紹介議員の說明を聽き政府委員の意見を求め委員會に於て愼重審議の末、何れも皆理由あるものとして、院議に付すべし即ち採擇と決定致しました、此段を御報告に及びます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

特別報告第二百十四號

意見書

請願文書表第一二六二號

都跡村佐紀に集配三等郵便局設置の請願　奈良縣生駒郡都跡村大字佐紀第二千六百三十八番地平民會社員尾埜好三呈出（紹介議員八木逸郎君）

右請願の要旨は奈良縣生駒郡都跡村は奈良朝時代の舊都にして附近に山陵其の他名所舊跡多く近時大阪電氣軌道の開通と共に產業の發展亦著し然るに隣接郵便局との距離遠くして不便不利甚し依て前記都跡村佐紀に集配三等郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百十五號

意見書

請願文書表第一二七五號

小泉局を無集配とし舞木驛附近に郵便局設置の請願　福島縣田村郡巖江村大字白岩字館百七十六番地平民農青山學三郎外十五名呈出（紹介議員河野廣中君外一名）

右請願の要旨は福島縣田村郡巖江村は戶數六百五十人口四千八百餘を有し農產及農副業品の生產に富み且磐越東線舞木驛の開設あるに拘らす管轄郵便局たる小泉局に至るに距離遠くして甚た不便なり依て小泉局を無集配局と爲し新に舞木驛附近に郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百十六號

意見書

請願文書表第一二六八號

北千島に電信局設置の請願　靜岡縣磐田郡中泉町七百四十八番地の二川島瀧藏外六名呈出（紹介議員佐々木平次郎君外一名）

右請願の要旨は千島は我か國有數の大漁場にして其の出稼漁夫の數年年三千人を下らす就中鱈漁は遠洋漁業として益發展の趨勢に在り然るに同島嶼に對する通信機關不備の爲漁船漁具食料等の破損又は缺乏に際し之か供給の道を求むる能はさるのみならす風濤の爲漁業に故障を生する場合あるも本國と通信を交換すること能はさるは漁業の獎勵發達上一大缺陷なりと謂はさるへからす依て速に北千島漁場に電信局を設置せられたしと謂ふに在

り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第二百十七號

意見書

請願文書表第一二六九號

露領沿岸漁場に通信運輸機關設置の請願　靜岡縣磐田郡中泉町七百四十八番地の二平民農川島瀧藏外六名呈出（紹介議員關谷儀八郎君外一名）

右請願の要旨は勘察加を中心とする露領沿岸各地は道路、橋梁、車馬、郵便局等の設備なく荒寥たる曠原なりと雖日露の漁場三百箇所開設せられ其の產額一箇年千數百萬圓に上るの盛況なり然るに通信並運輸機關不完全にして不利不便甚し依て露領沿岸漁場に對し通信並運輸機關を完備せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第二百十八號

意見書

請願文書表第九八一號

網走郵便局を二等局と爲すの請願　北海道網走郡網走町大字北見町中通九丁目七番地平民商野村定吉外九十三名呈出（紹介議員小林源藏君）

右請願の要旨は北海道網走郡網走郵便局は取扱事務繁多にして將來尙益增加せむとし優に二等局たるの資格を具ふると雖組織設備不安全なる三等局たるか爲自然事務の錯雜澁滯を來し諸般の方面に發展しつつある該地方民の不利不便尠からす依て前記網走郵便局を二等局に進められたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第二百十九號

意見書

請願文書表第一〇〇八號

一宮郵便局を二等局に昇進の請願　愛知縣中島郡一宮町長森鍬外八十三名呈出（紹介議員瀧正雄君外二名）

右請願の要旨は愛知縣中島郡一宮郵便局は現在特定三等局なり而して同地方は頻年發達し通信事務增加すと雖其經費人員等規模狹少にして諸般の設備之に伴はす事務の澁滯を來し不便甚し依て同局を二等郵便局に進められたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第二百二十號

意見書

請願文書表第七〇六號

志々郵便局に電信電話開設の請願　島根縣飯石郡志々村長木村景範呈出（紹介議員高橋久次郎君）

右請願の要旨は島根縣飯石郡志々村及其の附近は通信の設備不完全にして地方の改善發達上多大の支障あるを以て既に再三帝國議會に志々郵便局に電信開設の請願を爲し採擇せられたるも未た開設の恩典に浴するを得す該地方の不便不利は年を逐うて甚し依て速に前記志々郵便局に電信電話を開設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第二百二十一號

意見書

請願文書表第九三四號

熱鹽郵便局に電信電話架設の請願　福島縣耶麻郡熱鹽村長遠藤次八外二十三名呈出（紹介議員八田宗吉君）

右請願の要旨は福島縣耶麻郡熱鹽村は熱鹽溫泉場所在地にして古より其の名著しく近年交通機關の發達と共に益其の名聲を高め浴客逐年增加し大正元年以降は一箇年五萬餘人の多きに達せり而して浴客の過半は電信電話を利用すること著しきも熱鹽郵便局には未た其の架設なきを以て獨り同地方民のみならす是等浴客の受くる不利不便尠少に非す依て速に熱鹽郵便局に電信電話を架設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第二百二十二號

意見書

請願文書表第一〇二〇號

新山郵便局に電信事務圓城郵便局に電話開設の請願　岡山縣岡山市下田町七番地平民農石川一郎外一名呈出（紹介議員福井三郎君）

右請願の要旨は岡山縣御津郡新山、圓城の二郵便局は孰れも電信電話の設備なく該郵便局管內より其の設備ある郵便局に至るには三里乃至五里を距て關係地方民の不便不利甚し依て前記新山郵便局に電信事務、圓城郵便局に電話を開設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第二百二十三號

意見書

請願文書表第九九〇號

馬瀨郵便局に電信事務開始の請願　岐阜縣益田郡馬瀨村平民農中川裕一朗外一名呈出（紹介議員西田鋭吉君）

右請願の要旨は岐阜縣益田郡馬瀨村は僻村なるも地形南北に長く實に七里に亘り人口三千を有し村民は農林蠶業を營み生絲の產額十餘萬圓を算し益發展增加せむとし是等諸般の取引頻繁なり然るに電信取扱局に至るには交通不便なるのみならす三里乃至六七里を距て其の不利不便大なり依て同村所在馬瀨郵便局に電信事務開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第二百二十四號

意見書

請願文書表第七一九號

馬路郵便局に集配事務開始の請願　島根縣邇摩郡馬路村長家迫伊三郎呈出（紹介議員石田孝吉君）

右請願の要旨は島根縣邇摩郡馬路村は石東沿海の中樞に當り人口三千餘を有し人家稠密し商工漁業の發達著しく且山陰濱田線の停車場所在地として貨客集散の中心を爲すを以て郵便事務か繁多なり然るに郵便物の集配は一里半を隔つる他村の局に依らさるへからすして村民の不便甚し依て馬路郵便局に集配事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第二百二十五號

意見書

請願文書表第九七四號

禾生郵便局に集配事務開始の請願　山梨縣南都留郡禾生村長小俣一致外一名呈出（紹介議員中田唯一君）

右請願の要旨は山梨縣南都留郡禾生、盛里兩村は東西一里南北三里に亘り戶數千二百を有する大村にして住民は養蠶並甲斐絹機織を專業として其の製品は內地は勿論遠く海外に輸出し加ふるに副業たる薪炭及木材の產出亦多く從て通信事務繁多なり殊に夏秋蠶種の發送等に付ては頗る敏速を要す然るに所轄谷村郵便局は禾生村の一部に對し一日二回の集配を爲すに過きす而も其の時刻正確ならす時として二十有餘時間其の集配を爲さゝることあり而して又兩村の大部分は一日一回の集配なるを以て其の不利不便一層甚し依て前記禾生村所在禾生郵便局に集配事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第二百二十六號

意見書

請願文書表第一〇二一號

澤入郵便局に集配並電信事務開始の請願　群馬縣勢多郡東村大字澤入九百五十八番地平民商米田清助外百六十九名呈出（紹介議員武藤金吉君）

右請願の要旨は群馬縣勢多郡東村澤入は足尾銅山に通する縣道に衝り該銅山の隆盛と共に其の發展著しく足尾鐵道線中貨客集散の第一位を占むる澤入停車場を有す又林鑛產に富み其の年產額は各數百萬圓に達するの盛況にして郵便事務繁多なるに

拘らす同地所在澤入局は集配及電信事務を取扱はさる爲郵便物は四里を隔つる花輪局の配達を受け電報は三里餘を隔つる足尾局の管轄に屬し住民の不利不便謂ふへからす依て前記澤入郵便局に集配並電信事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百二十七號

意見書

請願文書表第一二八一號

特許岡本式救命艇成績試驗に關する請願　德島縣德島市佐古町西三番地平民無業岡本丈三郎呈出（紹介議員板東勘五郎君外一名）

右請願の要旨は請願人は海難又は撃沈に依る難船に際し救助設備の不完全なるか爲多數人命を失ふものあるを深く遺憾とし率先理想的救命裝置の發明を志し苦辛多年漸くにして特許岡本式救命艇を案出し得たり而して該艇は從來の救難上の缺陷と要求とに應すへき諸種の特質を具ふるを以て普く之を公私船舶に備付くるに至らむか溺死の如き慘事は全く免れ得へく獨り請願人救命の素志達せらるゝのみならす國家人民の幸福是に過くるなし然れとも其の普及は一朝一夕に爲すを得す又請願人の微力能く爲し得る所に在らす是れ偏に國家の力に俟たさるへからす而も遭難者の救助は社會人道上一日を緩うすへからさる急務たり依て權威ある院議に依り政府當局をして前記特許岡本式救命艇の効能を試驗せしめ其の成績を發表し以て該艇普及の途を圖られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百二十八號

意見書

請願文書表第九九三號

元飯田區裁判所復舊の請願　石川縣珠洲郡飯田町長藤野幸作呈出（紹介議員米田穰君）

右請願の要旨は石川縣下元飯田區裁判所は大正二年四月廢止せられ其の管轄地たる珠洲郡は輪島區裁判所の管轄に移されたり然るに珠洲郡より輪島區裁判所に至るには山路險惡にして十餘里の行程を要し往復に數日を費すのみならす冬季降雪に際しては交通の杜絕すること往々にして郡民の苦痛甚た大なり依て元飯田區裁判所を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百二十九號

意見書

請願文書表第六九〇號

野市村に登記所設置の請願　高知縣香美郡野市村長島內米藏呈出（紹介議員白石直治君）

右請願の要旨は高知縣香美郡野市村は高知區裁判所赤岡出張所の管轄に屬すと雖該區域は甚た廣大に失し迅速を旨とすへき登記事務を辨するに當ては徒に時間を空費せさるへからす關係町村民の受くる不利不便尠少ならす依て隣接村たる佐古村、富家村、立田村、三島村、前濱村を管轄區域とする登記所を前記野市村に設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百三十號

意見書

請願文書表第九四二號

矢神村に區裁判所出張所設置の請願　岡山縣阿哲郡矢神村長代理助役安田士磨外一名呈出（紹介議員西村丹治郎君）

右請願の要旨は岡山縣阿哲郡の西部は同郡上市村所在新見區裁判所出張所の管轄に屬するも其の區域中神代村は三里十町矢神村は四里二十五町野馳村は六里二十町の遠距離に在るのみならす道路險惡にして關係人民の不利不便實に謂ふへからす依て前記各村に更に新見區裁判所の管轄に屬する新砥村を加へ其の中央部に位する矢神村大字矢田に新見區裁判所出張所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百三十一號

意見書

請願文書表第九五二號

天鹽村に增毛區裁判所出張所設置の請願　北海道留萠郡留萠町大字南大通九十一番地士族農出田平馬外二百八十二名呈出（紹介議員東武君外一名）

右請願の要旨は北海道天鹽郡天鹽村は近時著しき發展を爲し登記事項の激增亦甚しきに拘らす同村所屬の增毛區裁判所羽幌出張所は其の距離遠隔に過き不便大なり依て同村に增毛區裁判所出張所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百三十二號

意見書

請願文書表第九八二號

大森區裁判所日貫出張所廢止並矢上市山兩出張所增設の請願　島根縣邑智郡市山村大字市山三百二番地平民農山崎九市外四十三名呈出（紹介議員恒松隆慶君外一名）

右請願の要旨は島根縣邑智郡東南部二十箇村は四箇の區裁判所出張所に分屬するに反し井原、中野、市木、矢上、日和、日貫、長谷、市山、川戸、谷住鄉の十箇村は登記件數多く尙益增加するに拘らす僅に一の日貫出張所を有するのみなるを以て管轄區域廣汎に過き從て事務輻輳し其の澁滯を來すのみならす其の位置偏在する爲管轄民の不利不便尠からす依て速に現存日貫出張所を廢止し前記十箇村商工業の中心地として又登記事務處理に關係ある銀行郵便局の所在地たる市山村及矢上村の二箇所に出張所を增設し井原、中野、市木、矢上、日和村を矢上出張所に日貫、長谷、市山、川戸、谷住鄉村を市山出張所に屬せしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百三十三號

意見書

請願文書表第九四〇號

辯護士類似業者取締法制定の請願　東京府東京市京橋區日吉町二十番地平民辯護士法學博士原嘉道外百七十四名呈出（紹介議員岩崎勳君）

右請願の要旨は民刑訴訟法上裁斷の介補機關としては辯護士なる制度あるに拘らす近時無資格者にして之か類似業を營む者續出し社會に害惡を及ほすこと甚た多きのみならす延て辯護士に對する影響亦尠しとせす而して之に對しては警察命令を以て取締を爲すと雖所期の効果を擧くる能はす秩序治安の維持上遺憾大なり依て辯護士に非すして營利の目的を以て自己に利害關係なき他人の訴訟其の他の權利義務に關係し紛淆を助長するか如き辯護士類似業者の取締法を制定し以て其の弊害を防止せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百三十四號

意見書

請願文書表第一二六五號

宇都宮監獄移轉の請願　栃木縣宇都宮市長谷誠之呈出（紹介議員上野松次郎君）

右請願の要旨は宇都宮監獄は宇都宮市の中央に在るか爲同市の發展を阻碍するのみならす風敎上惡影響を與ふること尠からす依て速に適當の位置を撰み前記宇都宮監獄を移轉せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百三十五號

意見書

請願文書表第九〇九號

上の山中村兩驛間鐵道急設の請願　宮城縣刈田郡白石町大字白石二百七十七番地平民銀行業渡邊佐吉外十四名呈出（紹介議員澤來太郎君外二名）

右請願の要旨は奧羽線山形縣下上の山驛より分岐し宮城縣下白石驛に於て東北本線に接續し更に同驛より同縣伊具郡角田町を經て福島縣下中村驛に至り常磐線に連絡する橫斷鐵道を速に敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百三十六號

意見書

請願文書表第九〇二號

横須賀浦賀間官設鐵道支線延長の請願　神奈川縣三浦郡浦賀町長川島平藏外百十名呈出（紹介議員小泉又次郎君）

右請願の要旨は神奈川縣下三浦半島は天與の海產に富み產業日に發展し且沿海景勝に乏しからす從て都人士の遊覽する者多し加ふるに浦賀町は天然の良港を有し物資の集散頗る多きのみならす輓近浦賀船渠會社の發展に伴ひ海上運輸のみにては到底其の需要を充實し得す該船渠會社は常に三千餘の職工を有し横須賀海軍工廠亦二萬を下らす而して横須賀市は戶數約一萬二千浦賀町は約三千を算し横須賀浦賀間の貨物の運輸人馬往來の頻繁なるは全國中重なる都市を除きては殆と其の比を見さるの盛況に在り依て横須賀市迄の鐵道支線を浦賀町に延長し兩者の間の交通機關を完成せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百三十七號

意見書

請願文書表第九〇五號

石狩川右岸鐵道敷設の請願　北海道樺戶郡浦臼村華族農石狩川右岸七箇村及一區聯合鐵道速成同盟會長岩村八作外十一名呈出（紹介議員東武君外一名）

右請願の要旨は北海道雨龍郡上北龍村沼田驛より既成線たる留萠線と分岐し同郡北龍雨龍の兩村及樺戶郡新十津、浦臼、月形の三村並石狩郡當別村を經更に札幌郡篠路、札幌の兩村を過き札幌區札幌驛に於て既成線たる函館線に連絡する延長約六十七哩に亘る石狩川右岸鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百三十八號

意見書

請願文書表第八三九號

斜里網走線鐵道速成の請願　北海道斜里郡斜里村大字斜里村百六十番地士族木材商有坂克己外百二十一名呈出（紹介議員東武君外一名）

右請願の要旨は北海道斜里郡斜里村より網走町に至る沿道は地味豐沃にして諸種の產物頻年增加し鐵道敷設に伴ふ繁榮を豫期して移住民踵を接するに拘らす交通機關不備なる爲拓殖の進運を阻害し地方の利益は固より國益を害するもの尠からす依て曩に第三十九回議會に於て大正十年より敷設すへしと定めたる斜里網走線鐵道は大正八年度より著手し速成せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百三十九號

意見書

請願文書表第九三五號

天鹽線輕便鐵道速成の請願　北海道中川郡中川村字遠富內平民農和田秀一外二百五十八名呈出（紹介議員東武君外一名）

右請願の要旨は北海道天鹽郡天鹽幌延沙流の三村地方に至る天鹽線鐵道の敷設は同道拓殖上甚た緊要なるに拘らす宗谷線の敷設を先にし本線工事は今尙遲々として進ます地方產業開發上は勿論鐵道經濟上不利大なり依て速に前記天鹽線輕便鐵道を速成せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百四十號

意見書

請願文書表第九〇三號

旭川留邊蘂間鐵道延長石北線速成の請願　北海道常呂郡野付牛町字野付牛原野二千七百五十六番地平民農川島義明外七十三名呈出（紹介議員中西六三郎君外一名）

右請願の要旨は北海道北見四郡は其の廣袤は二越加能四箇國に等しく農、林、鑛產頗る豐富なるも之か開發に必要なる鐵道は石狩十勝の連絡迂回線に依て僅に網走に達し得るのみなるを以て同地方の貨物停滯し遺憾に堪へす而して約百二十哩を短縮し得へき北見石狩二國の近接線の敷設は同道拓殖經濟上焦眉の急務なるを以て旭川留邊蘂間鐵道を急速延長し北見の中央を横斷し石狩本線に合すへき石北線を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百四十一號

意見書

請願文書表第九一〇號

金山鐵道速成の請願　北海道室蘭區大字本町三番地中村俊淸外三百五十九名呈出（紹介議員中西六三郎君外一名）

右請願の要旨は北海道金山鐵道は同道西北部及東南部を連繫する貫通線にして同方面交通上の捷徑路たるのみならす同道中最も多き沿道富源の開發上重要の線路たり而も本線路に對しては私設鐵道建設の出願者ありと聞く請願人等は同道東南部の開發上鐵道敷設の官私を問ふものに非さるを以て速に前記金山鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百四十二號

意見書

請願文書表第九一五號

長萬部輪西間鐵道速成の請願　北海道函館區元町十番地平民會社員渡邊三作外八百六十二名呈出（紹介議員佐々木平次郎君外五名）

右請願の要旨は北海道は今や函館根室線及其の分岐線の全通を見むとするに拘らす唯同道南部を貫通すへき鐵道の敷設せられさるは本州との交通運輸上甚た遺憾とする所なり而して其の南部縱貫線は既設線を利用して長萬部驛より噴火灣に沿ひ輪西驛に至る四十餘哩及室蘭地方有志者の請願せる早來驛附近より金山驛に至る約五十哩の兩線を連絡するものにして之か完成の曉は長萬部金山間に於て約七十哩を短縮し得加ふるに沿線地域は好個の農業地にして其の富源を開發し得へく而も本線中長萬部輪西間は必要幹線として政府に於て既に實測を了せられたり依て速に北海道南部幹線輪西長萬部間鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百四十三號

意見書

請願文書表第九一八號

興部小頓別間鐵道速成の請願　北海道枝幸郡枝幸村八百八番地士族農商業三浦重吉外三十七名呈出（紹介議員東武君外一名）

右請願の要旨は北海道北見國は氣候溫和地味肥沃にして海陸の富源饒多なるも之か開發上必要なる鐵道の設備は網走線と現に工事中なる野付牛より湧別興部を經て名寄に至る輕便鐵道線あるのみにして未た興部以北に及はす同道の拓殖上は勿論既設網走宗谷二線の價値を增大する上に於て遺憾尠からす而して同地方の鐵道敷設に關しては曩に貴衆兩院に請願して採擇を得當局亦既に其の測量を了したる所なり依て速に北見國興部より枝幸を經て小頓別に至り宗谷線に連絡すへき鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

○議長（大岡育造君）　唯今の委員長の報告に對して御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ日程第四十一より日程第七十まで委員長報告の通に全部可決致しました、是より日程七十一以下の報告を求めます

○福井三郎君　續いて報告を致します、日程の第七十一、金山苫小牧間鐵道速成の請願、北海道勇拂郡苫小牧町下川重臣外八十六名の呈出にして、紹介議員は東武君外一名であります、日程第七十二、深川雨龍間鐵道速成の請願、北海道雨龍郡深川町長山本彥太外二十名の呈出にして紹介議員は東武君外一名であります、日程の第七十三、網走中湧別間輕便鐵道速成の請願、北海道常呂郡常呂村西村磔三外九十名の呈出にして、紹介議員は中西六三郎君外一名で

あります、日程第七十四、鳥取津山間陰陽連絡鐵道速成の請願、鳥取縣鳥取市長内海淡の呈出にして、紹介議員は久須美東馬君外一名であります、日程第七十五、天鹽沿岸鐵道速成の請願、北海道留萠郡留萠町田中平馬外九十三名の呈出にして、紹介議員は東武君外一名であります、日程第七十六、三陸沿岸鐵道敷設の請願外四件、岩手縣九戸郡久慈町晴山重三郎外百七十四名の呈出にして、紹介議員は高橋嘉太郎君外二名であります、日程第七十七、弘前田代間輕便鐵道速成の請願、青森縣弘前市北瓦ケ町丸瀬正果外百六十一名の呈出にして、紹介議員伊東重君であります、日程第七十八、釧路北見間連絡鐵道敷設の請願、北海道厚岸郡厚岸町上田捌兵衛外五百三十四名の呈出にして、紹介議員は小林源藏君であります、日程第七十九、九州中央鐵道速成の請願、福岡縣久留米商業會議所會頭中川喜次郎外一名の呈出にして紹介議員は大藪房次郎君であります、日程第八十、上磯江刺間輕便鐵道速成の請願、北海道檜山郡江差町長永瀧松次郎の呈出にして紹介議員は吉田三郎右衛門君外四名であります、日程第八十一、弘前市地方貨車配給増加の請願、青森縣弘前市鍛冶町中村三郎外十三名の呈出にして、紹介議員は伊東重君であります、日程第八十二、伏見驛及伏見線の存續に關する請願、京都府紀伊郡伏見町長仙石卯策の呈出にして、紹介議員は片岡直温君であります、日程第八十三、金祿公債下付の請願、宮城縣仙臺市堤通伊藤清貞の呈出にして、紹介議員は澤來太郎君外一名であります、日程第八十四、水產會法制定の請願、靜岡縣磐田郡中泉町川島灘藏外六名の呈出にして、紹介議員は唐橋源太郎君外一名であります、日程第八十五、染料工業に關する請願、廣島縣蘆品郡府中町染料同業組合長有田温三の呈出にして、紹介議員は吉田中君であります、日程第八十六、大垣郵便局を二等局と爲すの請願、大垣商業會議所會頭戸田鋭之助の呈出にして、紹介議員は牧野鐵九郎君であります、日程第八十七、國府郵便局管區を德島郵便局電話普通區域に編入の請願、德島縣名東郡國分町原田佐之治外二名の呈出にして、紹介議員は秦豐助君であります、日程第八十八、横濱市町田町間直通電話架設の請願、東京府八王子市南町齋藤政吉外百七名の呈出にして、紹介議員は秋本喜七君外一名であります、日程第八十九、富原村に郵便局設置の請願、岡山縣眞庭郡、富原村長戸川又藏の呈出にして、紹介議員は本員であります、日程第九十、中黑瀨郵便局に集配事務開始の請願、廣島縣賀茂郡中黑瀨村田阪茂樹外百七十四名の呈出にして、紹介議員は田中善立君であります、日程第九十一、元糸魚川區裁判所復舊の請願、新潟縣西頸城郡糸魚川町長鷲澤庄二郎外十九名の呈出にして、紹介議員は高島順作君であります、日程第九十二、北陸鐵道七尾和倉間延長敷設の請願、石川縣鹿島郡和倉村和歐崎六五郎外二十七名の呈出にして紹介議員は米田穣君であります、日程第九十三、七尾輪島間鐵道速成に關する請願、石川縣鳳至郡長高橋秀の呈出にして、紹介議員は戸水寛人君であります、日程第九十四、石炭調節の請願、京都府下紀伊郡向島村井上金次郎外七名の呈出にして、紹介議員は小川鄉太郎君であります、日程第九十五、陸軍重砲兵聯隊移轉設置に關する請願、靜岡縣駿東郡御殿場町長勝亦國臣外十四名の呈出にして紹介議員は淸瀨太郎君外一名であります、日程第九十六、西安居村本堂區に無集配三等郵便局設置の請願、福井縣丹生郡西安居村田中右市郎外六名の呈出にして、紹介議員は柳原九兵衛君であります、日程第九十七、上岡停車場設計變更の請願、福島縣雙葉郡上岡村長皆川干城の呈出にして、紹介議員は石射文五郎君であります、以上二十七件、是亦何れも各當該分科の審査に付しまして、紹介議員の說明を聽き、政府委員の意見を徵し、委員に於て愼重審議の上何れも相當の理由あるものとして院議に付すべきもの、即ち採擇と決定致しました（拍手起る）是で本日の日程に上つて居りまする八十七件を總て御報告を申上げました、此場合に於て經過を御報告を申して置きます、請願委員會は昨日を以て納會を致しました、今期議會に於て受理致しました總件數が千四百二十二件であります、此中御付託を受けて請願委員會は四分科に分つて審査に從事致しまして、各分科會を開きましたことが二十八回、分科に於て小委員會を開きましたことが六回、總會を開きましたことが十一回、會數總て四十回を開きましたのであります、斯の如くにして得たる所の成績は、院議に付すべきもの、即ち採擇と決しまして、本會に報告を致しましたものが總て今日のを合せて千百十七件であります、參考として請願書を政府に送付すべしと決定を致しましたものが、二百四十件であります又請願と同様の種類の法律案若くは建議案の特別委員審査中に際して、其委員會の參考に供すべしとして送付致しました件數が四十八件であります、院議に付するを要せず、即ち不採擇と決定を致しましたものが十三件であります、紹介議員の求めに依つて其願書を下戻しましたものが三件、尤も議長の許可を受けて審査の日時無くして、遂に遺憾ながら未了となりましたものが一件であります、以上の成績を擧げましたことは、實に本期議會に於ては、請願委員諸君が稀に見る御勉勵下さいまして、殊に前委員長板東君の統督宜しきを得て、此成績を擧げることを得ましたのであります、不肖私が前委員長の逝去の後を承けて、此成績を報告するの光榮を有したることは、洵に感謝に堪へざる次第でございます（拍手起る）今日を以て是で請願の付託の任務を終りましたのでございます、取敢ず右御報告を申して置きます。

〔拍手起る〕

特別報告第二百四十四號

意見書

請願文書表第九一九號

金山苦小牧間鐵道速成の請願　北海道勇拂郡苫小牧町大字苫小牧村一番地平民公吏下川重良外八十六名呈出（紹介議員東武外一名）

右請願の要旨は金山苫小牧間鐵道は北海道の拓殖上及其の沿線の富源開發上並本州北海道間交通連絡上最必要なるを以て既設釧路線金山驛より分岐して勇拂郡占冠、穗別、似灣、鵡川の各村を經て室蘭線苫小牧驛に連絡すへき鐵道を速に敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百四十五號

意見書

請願文書表第九二四號

深川雨龍間鐵道速成の請願　北海道雨龍郡深川町長山本彦太外二十名呈出（紹介議員東武君外一名）

右請願の要旨は北海道雨龍郡深川驛より雨龍川に沿ひて同郡多度志村幌加內方面に至る四十九哩の沿線地方は人口二萬餘を包容し林鑛產等天與の物資無盡藏なるも鐵道の便なき爲之か開發に由なく地方民の常に遺憾とする所なり而して該線路は當局に於ても既に實測を了したるものなるを以て速に前記深川驛より多度志村幌加內方面に至り雨龍川を遡る鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百四十六號

意見書

請願文書表第九二六號

網走中湧別間輕便鐵道速成の請願　北海道常呂郡常呂村平民木材業西村礫三外九十名呈出（紹介議員中西六三郎君外一名）

右請願の要旨は北海道北見國は氣溫高く地味肥沃にして好箇の農業地たり就中網走郡網走港より常呂郡常呂村及佐呂間村下湧別村の一部を經て紋別郡上湧別村中湧別村に至る五十哩の沿線地方は農林、鑛、海等の諸產物に富み數萬町步の殖民地を包有せり然れとも交通運輸の機關としては夏季に於いて一箇月間僅に數回にして危險なる船舶と一條の假定縣道車馬とに依るのみなるを以て生產貨物は停滯して大正六年度に十萬俵以上を算し輸入物資は杜絕して遂に米麥の缺乏を告け住民直接の困難甚大なるのみならす拓殖進展上遺憾に堪へす依て速に前記網走港より常呂港佐呂間村を經て中湧別に至る輕便鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百四十七號

意見書

請願文書表第七六六號

鳥取津山間陰陽聯絡鐵道速成の請願　鳥取縣鳥取市長內海淡呈出（紹介議員久須美東馬君外一名）

右請願の要旨は陰陽連絡橫斷鐵道の完成は獨り沿線地方のみならす山陰方面の開發上急務なりとす而して該線には鳥取より津山に至るものと米子を起點と爲すものとの比較線あるも鳥取市は山陰道の中樞にして且同地及智頭間輕便鐵道は既に工事に著手したるを以て之を延長し岡山縣下津山に至

らしむるときは距離に於て最短縮し工事亦容易なるを以て鳥津線を採るの優れるに若かす依て速に鳥取津山間鐵道を敷設し陰陽聯絡の目的を達せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百四十八號

意見書

請願文書表第九五三號
天鹽沿岸鐵道速成の請願　北海道留留萠郡萠町大字南大通士族農出田平馬外九十三名呈出（紹介議員東武君外一名）

右請願の要旨は北海道天鹽國沿海五十里に亘るの地は膏腴豐沃にして拓殖に適するは勿論林、鑛産の豐富なる本道中他に比類なく漁利亦本道に冠たり然るに留萠港以北四十里の沿海一帶は港灣なく且舟航の便極めて困難にして冬季四五箇月間は往往風浪に妨けられて寄航する能はす爲に米鹽に缺乏を來すの悲境に陷ること屢にして同地方人民の不便不利甚し依て留萠より天鹽に至る天鹽沿岸線を速に敷設せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百四十九號

意見書

請願文書表第九五八號
三陸沿岸鐵道敷設の請願　巖手縣九戸郡久慈町大字下大川目四十二番戸平民農晴山重三郎外四十四名呈出（紹介議員高橋嘉太郎君外二名）
同　第九五九號
同上　巖手縣下閉伊郡宮古町乙第一地割字築地三十五番地平民農菊池長右衞門外五十一名呈出（紹介議員高橋嘉太郎君外二名）
同　第九六〇號
同上　巖手縣釜石町大字釜石第一地割二百四十二番地士族農服部保受外二十五名呈出（紹介議員高橋嘉太郎君外二名）

請願文書表第九六一號
三陸沿岸鐵道敷設の請願　巖手縣盛岡市谷小路三番戸士族農北田親氏外二十九名呈出（紹介議員高橋嘉太郎外二名）
同　第一二六四號
同上　巖手縣氣仙郡盛町一番地平民農刈谷友治外二十一名呈出（紹介議員高橋嘉太郎君外二名）

右請願の要旨は宮城縣下石卷を起點とし巖手縣下釜石宮古を經て青森縣下八戸に至る三陸海岸鐵道の敷設に關し鐵道院に於ては既に之か調査測量を了したりと聞く今此の三陸海岸鐵道にして開通せむか沿線の山海は頓に其の富源を啓き地方の交通亦俄に其の便を增すのみならす羽越線と相俟て彼此互に連環周匝し得へく東北全局の開發は勿論延て全國の運輸交通に甚大の効果を齎すや必せり依て速に三陸海岸鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百五十號

意見書

請願文書表第九七一號
弘前田代間輕便鐵道速成の請願　青森縣弘前市北瓦ヶ町十二番戸士族商丸瀨正果外百六十一名呈出（紹介議員伊東重君）

右請願の要旨は青森縣中津輕郡西目屋村及相馬村は岩木川の上流に位して山嶽重疊し其の間無限にして且優良なる林鑛產を藏し加ふるに名勝神社佛閣の旅客を招致するもの多し然るに交通機關不備にして關係地方民の不便不利尠からさるのみならす該地方鐵道は既に當局に於て其の實測を了し工事亦困難ならさるを以て速に奧羽線弘前驛より中津郡相馬村を經て西目屋村田代に至る輕便鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百五十一號

意見書

請願文書表第九八〇號
釧路北見間連絡鐵道敷設の請願　北海道厚岸郡厚岸町大字若竹町五十五番地平民海產商上田勘兵衞外五百三十四名呈出（紹介議員小林源藏君）

右請願の要旨は北海道東半部太平洋岸と「オコツク」海沿岸との連絡は同道拓殖上緊切なり故に或は貴衆兩院に或は當局に事實及理由を具して之か速成を請願せしも未た其の運に至らさるは同道拓殖上遺憾甚し依て釧路國と北見國とを連絡する鐵道を急設せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百五十二號

意見書

請願文書表第九七〇號
九州中央鐵道速成の請願　久留米商業會議所會頭中川喜次郎外一名呈出（紹介議員大藪房次郎君）

右請願の要旨は筑豐二國を貫通すへき九州中央線は東西兩部の物資の運輸を便にし九州幹線に營養を與へ且大分港は新に完成し之に集中する貨客は皆本線を利用すへし又該沿線地方は人家稠密にして物產豐富なるを以て經濟上軍事上最緊要なるのみならす工事亦容易にして當局に於ても既に其の實地踏查を了せり依て速に前記九州中央鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百五十三號

意見書

請願文書表第一〇一二號
上磯江差間輕便鐵道速成の請願　北海道檜山郡江差町長永瀧松太郎呈出（紹介議員吉田三郎右衞門君外四名）

右請願の要旨は北海道渡島國上磯町より木古內村上の兩村を經て江差町に至る渡島輕便鐵道を速成し以て同地方各種產業の發達助長を計られたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百五十六號

意見書

請願文書表第九六九號
弘前地方貨車配給增加の請願　青森縣弘前市大字龜甲町五十六番戸平民商中村三次郎外十三名呈出（紹介議員伊東重君）

右請願の要旨は青森縣下の經濟界は從來頗る不景の狀態に在りしも近時米穀藁加工品林檎等の價格騰貴したる爲漸く好況を呈し來れり然るに該地方に於ける鐵道貨物の停滯甚しく弘前驛の如きは約四千數百噸の多きに上り尙益增加せむとする趨勢なり而も前記諸產物は其の大部分を占むるも之か爲或は需用期を失し或は腐敗を來して價格を下落せしめ經濟上同地方の受くる打撃頗る大なり依て青森縣弘前地方に於ける貨車の配給を增加し以て滯貨の輸送に便せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百五十七號

意見書

請願文書表第一〇一四號
伏見驛及伏見線の存續に關する請願　京都府紀伊郡伏見町長仙石卯策呈出（紹介議員片岡直溫君）

右請願の要旨は京津間鐵道線路變更の爲伏見驛は愈廢止せらると聞くも斯の如きは附近地方の不利不便謂ふへからす而も伏見驛所在伏見町は京阪間の貨物集散の要地にして殊に近時會社工場增加し又第十六師團所在地に隣接し特產酒類原料を始め諸物貨輸送上該驛の存置を必要とす又若伏見驛桃山驛間廢線とならむか伏見以南は貨物運輸の便を失ふへし依て伏見驛は少くとも貨物驛として之を存置し且同驛桃山驛間周線路を現在の儘存置せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十號

意見書

請願文書表第一二九七號
金祿公債下附の請願　宮城縣仙臺市堤通百三十八番地士族無業伊藤清貫呈出（紹介議員

澤來太郎君外一名）

右請願の要旨は請願人の先代は元仙臺藩士にして後幕臣と爲れるも死歿當時は未た相續人なく其の後請願人に於て相續したり然るに江戸に居住せさりしを以て自然幕府よりの金祿公債給與に洩れ之を受くるを得す依て祿高相當の金祿公債を下附せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十一號

意見書

請願文書表第一〇〇〇號

水産會法制定の請願　靜岡縣磐田郡中泉町七百四十八番地ノ二平民農川島瀧藏外六名呈出（紹介議員唐端清太郎君外一名）

右請願の要旨は水産に關する機關としては各地方の水産組合の設置ありと雖未た全國に亘り之を統一すへき機關なく唯漁業法第五十一條乃至第五十四條に於て僅に組合設置に關する規定あるのみにして其の他に至りては凡て重要物産同業組合法並同施行規則を準用するに過きす斯の如きは水産組合の進歩發達上支障尠からさるを以て農會法の如く單行法を制定し以て全國統一機關を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十二號

意見書

請願文書表第一二九六號

染料工業に關する請願　廣島縣蘆品郡府中町百八十九番地ノ三平民農廣島縣染料同業組合組合長有田滿三外二十四名呈出（紹介議員吉田中君）

右請願の要旨は歐洲戰亂勃發以來我か國染料自給の緊要なるに際し廣島地方黑色硫化染料工業は漸く其の發展を見むとしつゝあるも政府保護の下に在り日本染料製造株式會社の經營方針其の當を得さる爲該地方工業の發達を阻碍するの虞あるは國家經濟上遺憾とする所なり依て前記會社に對し黑色硫化染料の製造を禁止すると共に補助の特典を廢止せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十三號

意見書

請願文書表第一二九三號

大垣郵便局を二等郵便局と爲すの請願　大垣商業會議所會頭戸田鋭之助呈出（紹介議員牧野鐵太郎君）

右請願の要旨は岐阜縣大垣町は同縣下樞要の地にして近く郡制の施行を見むとし且養老鐵道の開通に依り商工業著しく發達したるに拘らす大垣郵便局は特定三等局にして設備不完全なるは通信事務の敏捷を期する上に於て遺憾尠からす依て前記大垣郵便局を二等局に進められたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十四號

意見書

請願文書表第一二九五號

國府郵便局管區を德島郵便局電話普通區域に編入の請願　德島縣名東郡國府町府中百十六番屋敷平民酒造業原田佐之治外二名呈出（紹介議員秦豐助君）

右請願の要旨は德島縣名東郡國府郵便局の管區は德島局電話普通區域に隣接し兩地相互の關係密接なり且近時大阪神戸地方と通話を爲すもの增加したるに拘らす公衆電話は獨り國府局に設備せらるるのみなるを以て住民の不利不便大なり依て國府局內伊豫街道に沿ふ都部落を德島郵便局電話普通區域に編入せられたしと謂ふに在り

衆議院け其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十五號

意見書

請願文書表第一四一三號

橫濱市町田町間直通電話架設の請願　東京府八王子市南町三十五番地平民商齋藤政吉外百七名呈出（紹介議員秋本喜七君外一名）

右請願の要旨は神奈川縣橫濱市と東京府町田町及八王子市とは生絲其の他の商取引盛なるも通信上の設備としては橫濱八王子間に電信、町田橫濱間に電話各一回線を有するのみなり故に橫濱町田間の距離僅に六里に過きさるも電話は八王子及東京を經由し爲に一通話を爲すに四五時間を要すること往々にして遺憾に堪へす而も兩地間は地勢平坦工事從て容易なるを以て速に橫濱市町田町間に直通電話を架設し前記二市一町間通信の聯絡を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十六號

意見書

請願文書表第一四一四號

富原村に郵便局設置の請願　岡山縣眞庭郡富原村長戸田又藏呈出　（紹介議員福井三郎君）

右請願の要旨は岡山縣眞庭郡富原村は勝山町より新見町に至る縣道に沿ひ面積六方里戸數六百餘を有し農林業の發達に伴ひて通信事務增加せり然るに最寄郵便局に至るには山岳多く交通不便なり加ふるに孰れも約二里の距離を有し村民の不利大なりとす依て前記富原村に郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十七號

意見書

請願文書表第一四一五號

中黑瀨郵便局に集配事務開始の請願　廣島縣賀茂郡中黑瀨村大字大多田八十四番屋敷平民農田阪茂樹外百七十四名呈出（紹介議員田中善立君）

右請願の要旨は廣島縣賀茂郡中黑瀨村は所謂黑瀨鄕六箇村の中心地にして商業繁盛なるのみならす高等女學校銀行支店等を有し從て其の通信力の如きは優に爾餘の各村を凌駕すへし然るに郵便の集配は下黑瀨局の管轄に屬するを以て敏速を缺くのみならす同局に至るに交通不便にして村民の被る不利大なりとす依て速に前記中黑瀨村所在中黑瀨郵便局に集配事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十八號

意見書

請願文書表第一二九四號

元糸魚川區裁判所復舊の請願　新潟縣西頸城郡糸魚川町長鷺澤庄二郎外十九名呈出（紹介議員高鳥順作君）

右請願の要旨は曩に新潟縣下元糸魚川區裁判所廢止の結果其の管轄區域たりし西頸城郡住民の不利不便大なるものあり而して屢之か復舊を請願したるも未た其實施を見さるは遺憾なり依て速に前記元糸魚川區裁判所を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十九號

意見書

請願文書表第一二八七號

北陸鐵道七尾和倉間延長敷設の請願　石川縣鹿島郡和倉村六十五番地平民鑛泉宿業和歌崎六五郎外二十七名呈出（紹介議員米田穰君）

右請願の要旨は石川縣鹿島郡和倉は溫泉地として其の名著しく一箇年の浴客數十萬餘人を算す然るに交通機關不備なる爲是等浴客の被る不利不便甚しきものあり依て北陸線七尾和倉間鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百七十號

意見書

請願文書表第一二八九號

七尾輪島間鐵道速成に關する請願　石川縣鳳至郡長高橋秀呈出　紹介議員戸水寬人君外五名）

右請願の要旨は石川縣七尾町より輪島町に至る沿線地方たる能登半島は水林産豐富にして鑛物亦尠

からす殊に輪島町は漆器製造を以て聞え其の年產額百五十萬圓に達するの盛況なるも交通機關の設備を缺き海路概ね其の便を得さるか爲地方産業の開發上遺憾甚し依て速に七尾輪島間鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百七十二號

意見書

請願文書表第一四一八號

石炭價格調節の請願　京都府下紀伊郡向島村字與五郎島一番地日本製布株式會社專務取締役井上金次郎外七名呈出（紹介議員小川鄉太郎君）

右請願の要旨は近時石炭の價格暴騰し各種工業の被る打擊甚大にして之か救濟は刻下の急務なり依て政府使用の石炭は外國產就中撫順炭を以て之に充て其の產額の增加を圖り從來海外に輸出せる撫順炭は之を內地に振向け其の他石炭の輸出に對して制限を加へ船舶並鐵道貨車の配給に依り石炭の輸送を便ならしむる等の方法を採り石炭價格の調節を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百七十三號

意見書

請願文書表第一四一七號

陸軍重砲兵聯隊移轉設置に關する請願　靜岡縣駿東郡御殿場町長勝亦國臣外十四名呈出（紹介議員清崟太郎君外一名）

右請願の要旨は靜岡縣駿東郡御殿場町原里村印野村及玉穗村の四箇町村は陸軍に於ける富士裾野演習場と密接の關係を有するを以て陸軍重砲兵聯隊移轉の場合には右町村中適宜の箇處に設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百七十四號

意見書

請願文書表第一四二一號

西安居村本堂區に無集配三等郵便局設置の請願　福井縣丹生郡西安居村細坂第二十八號二十五番地平民農田中右市郎外六名呈出（紹介議員柳原九兵衞君）

右請願の要旨は福井縣丹生郡西安居村は郡の一隅に偏在し人口三千餘を有し近時養蠶及製絲業等發展し他地方の來往者多く其の年產額隣村を合して四、餘萬圓に及ひ產業組合の設立已に三四に達し福井市方面への來往者は必す本區を通路とするに拘らす一片信を發するにも一里乃至二里餘の道程を往復せさるへからすして關係民の不便尠からす依て前記西安居村本堂區に無集配三等郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百七十六號

意見書

請願文書表第一四一九號

上岡停車場設計變更の請願　福島縣雙葉郡上岡村長皆川干城呈出（紹介議員石射文五郎君）

右請願の要旨は福島縣雙葉郡上岡村民は大正五年中鐵道院の要求に應し過大なる義務を負擔するの條件を以て前記上岡村に停車場設置の出願を爲したるも該停車場は同村東方（海側）に設置せらると聞く斯くの如きは當初の出願の趣旨に副はさるのみならす交通上亦甚た不便なり依て村民の希望せる西方即ち山側に停車場を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

○議長（大岡育造君）　日程第七十一より九十七に至る委員長の報告に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、日程第七十一より日程第九十七まで總て採擇と決しました、此場合に報告があります。

〔書記朗讀〕

一貴族院は本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

日本興業銀行法中改正法律案（政府提出）

朝鮮銀行法中改正法律案（政府提出）

軍需工業動員法案（政府提出）

〔拍手起る〕

○議長　大岡育造君）　尙ほ總理大臣より本職に宛て左の通牒を得ました、本月二十七日貴族院に於て

帝國議會閉會式執行仰出され候

尙は寺內內閣總理大臣より發言を求められました、之を許可致します。

〔國務大臣伯爵寺內正毅君登壇〕

○國務大臣（伯爵寺內正毅君）　諸君、第四十回帝國議會の將に終りを告げんと致しまするに際し、茲に重ねて所思を披瀝することを得まするのは、本大臣の洵に光榮とする所であります、政府は時局の重大なるに顧み、國防の充實其他緊切急務なりと認めたる豫算及法律案を提出致しました所、諸君は愼重審議の結果、重要なる諸案に對して速に協贊を與へられました、此事たる一に諸君が國家將來を念とせらる愛國的精神の發露に外ならざるものと信じまして爰に深厚なる敬意を表する次第であります、將來戰爭の推移は今日より豫言し難いでありまするが、露獨單獨講和の結果、獨逸の勢力は漸次極東に波及し東洋の平和を亂さむとするの虞があります、政府は萬一帝國の安危利害に係はり、又は聯合國の共同利益を保護するの必要ある場合に臨みましては、斷乎たる機宜の措置を執る決心であります（拍手起る）諸君、凡そ國難に處するに方り、奉公の至誠を盡すことは我が國民固有の美性でありまして、內外に對して竊かに誇りとする所であります、今や時局愈々重大ならむとするの時に當りまして、爰に政府の意向を表明して、國民の自覺を促すの必要ありと認めまする、終に臨み、諸君、連日の御盡瘁を感謝すると同時に、時局の進展如何に依りましては、重ねて近く諸君の來會を煩はすことがあるかも知れませぬ此一事は豫め諸君の念頭に置かれむことを希望致して置きます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　諸君、第四十回帝國議會は本日を以て會期を終了致します、本會期は第十三回總選擧の後、第一次の通常會でありました、世界變局に際し、頗る重要なる議案を議定すへき議會でありました、本會期中本會議を開きましたること二十八回、部會委員會を開きましたること四百九十八回、議案請願及質問の提出せられたるものは千六百六十三件、概ね之を議了致しました、今其重要なるものを掲げますれば、歲計豫算に於て、特別會計を除き八億四千八百餘萬圓、臨時軍事費に於て五千八百餘萬圓、孰れも之に協贊を與へました、法案に於ては稅制整理に關する廢減稅案は、時期に於て政府と見る所を異にし、成立を見るに至らざりしも、國防の計畫に伴ふ增稅案は悉く之に協贊を與へ、特に戰時利得稅の如き、軍需工業動員法の如き、時局に適切なるものは之を可決すると同時に、一面地方費負擔の輕減を圖り、且つ教員の優遇を爲さむが爲に、市町村義務教育費國庫負擔法を可決し、又物價調節の必要を認めて政府に建議をし、且つ警告を致しました、其他大正三四年度の決算及各種の承諾案を審議し、之を是認し、若くは承諾を與へ、多數の請願を悉く之を議了致しました、此の如き成績を收め得ましたるは畢竟諸君の數月間の御勵精の結果に外なりませぬ、終りに莅みまして、本會期中は諸君の深き注意に依り、殆ど議場の波瀾を見さりしは近年稀なる所であります、憲政の一進步なりと信じます、茲に諸君連日の勞を謝し、例に依り本會期に於ける議事の成績を書記官長より報告致します。

〔拍手起る〕

〔寺田書記官長朗讀〕

本會期に於ける議案の總數及其の結果

豫算案及豫算追加案　十六件　（全部可決）

内

決算　四件　全部委員長の報告を可決し

承諾を求むる議案　十件　全部承諾を與へ

政府提出法律案　四十七件

内

可決したるもの　三十八件

否決したるもの　八件

撤回したるもの　一件

議員提出法律案　三十件

内

可決したるもの　十七件

併合したるもの　三件

否決したるもの　二件

撤回したるもの　二件
未決のもの　六件
上奏案　一件　可決
建議案　五十八件
内
可決したるもの　三十八件
併合したるもの　十三件
否決したるもの　一件
撤回したるもの　一件
未決のもの　五件
重要動議　三件
内
可決したるもの　二件
否決したるもの　一件
懲罰事犯　一件　委員長の報告　可決
回付案　二件　孰れも貴族院の修正に同意す
請願　千四百三十二通
内
採擇又は採擇と看做したるもの　千百十五件
採擇せざるもの　二件
政府又は特別委員會に參考として送付したるもの　二百八十八件
議決を要せざるもの　九件
院議に付するを要せざりしもの　十三件
取下　三件
未了のもの　一件
質問及緊急質問　六十一件
内
撤回したるもの　二件
口頭又は書面を以て答辯ありたるもの　五十八件
答辯なきもの　一件

○議長（大岡育造君）　是にて散會を告げます。

〔拍手起る〕

午後三時八分散會

（參照）

今二十六日大正五年二月十八日の議決に依り採擇したるものと見做し政府に送付したる請願書左の如し

四國循環鐵道速成の請願　五一通
紀勢鐵道速成の請願　四通
不足金祿公債下付の請願　五通
祿高整理公債利子に關する法律制定の請願　一通
復祿の請願　一通
質屋取締法中改正の請願　一三通
未成年者禁酒法制定に關する請願　三通
帝國在鄕軍人會國庫補助の請願　六通
盲啞教育令發布の請願　四八通
琴平池田間阿讃連絡鐵道速成の請願　二通
未成年者飲酒取締法中改正の請願　四通
輸出織物檢査所設置の請願　一通
司法代書人法制定に關する請願　一通
米原四日市間勢江鐵道速成の請願　三通
廣島江津間鐵道速成に關する請願　一通
相可和歌山間紀勢鐵道速成の請願　一通
家祿下付の請願　二通
田畑地價特別修正の請願　二通
煙草元賣捌の權利を町村自治體に附與の請願　二五通
水難救護法中改正の請願　三通
田畑地價修正の請願　三五〇通
高松德島間阿讃連絡鐵道東讃線速成の請願　一通
印紙税法改正に關する請願　一通
金澤名古屋間連絡鐵道敷設の請願　一通

第四十回帝國議會衆議院 終

第四十議會閉院式勅語

（大正七年三月二十七日）

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

朕本日ヲ以テ帝國議會ノ閉會ヲ命シ併セテ卿等勵精急要ナル議案ヲ議了シ克ク協算ノ任ヲ竭セルノ勞ヲ嘉奬ス

第四十帝國議會 終

第四十一帝國議會

第四十議會を終へて第四十一議會へ

日支軍事協約

歐洲に於ける大戰は、容易に終熄すべき形勢なく加ふるに露西亞帝國は革命によつて覆滅し、過激派が政權を掌握するに及んで、獨墺と和して却つて之に親近した、爲に獨墺の勢力は逐次東漸し、大正七年に入つて、曩に露西亞に捕はれた獨墺の俘虜は、多數過激派軍に投じて之を使嗾し、其の對敵行動は極東にまで及んで來た。

玆に於て日支兩國は共同防敵の事に任ずべき必要を生じ大正七年三月十五日外務大臣本野一郎は日支共同防敵に關する支那の提議に同意の書面を送つた

支那の提議の要旨と云ふのは、次の通りである。

一、日本國政府及支那國政府は、敵國勢力の日に、露國境内に蔓延し、其結果將に極東全局の平和及安寧を侵迫するの危險あらんとするに因り、此情勢に適應し、且つ兩國が此次の戰爭參加の義務を實行せむが爲に、行ふべき處置を速かに、協同考量す

二、前項に依り兩國政府の合意を經たる後、決定することあるべき事項を實行せんが爲、兩國海軍此次の共同防敵戰略範圍に付き協力を行ふへき方法及び其の條件は兩國當局官憲に於て之を協定すへし、該當局官憲は、相互の利害問題に付き互に愼重誠實に隨時協議し時機を待ち實行するものとす。

この提議に基いて、日支間の協定が行はれて。

一日本軍隊は、支那國境内に、駐屯又は通過の自由を有すること。

二前項の有効期間は、媾和條約が日支兩國に批准せられ、敵國軍が支那國境邊より撤退し、又聯合國の陸軍及海軍が露領より撤退すべき時機とすること

右二項が決定されたそれは七年九月六日であつた

西比利亞出兵

露國過激派軍を使嗾した獨墺俘虜の敵對計畫は極東に及び、その西比利亞に於ける行動は日に勢力を加えて來たのを見て、七年三月米國は、チエック、スロバック軍救援の目的を以て、聯合出兵を我國に提言して來た。

元來チエック、スロバックは墺匈國の一部を成せる民族で、チエック、スロバック軍は墺匈國軍隊として露境方面に出陣せしめられたのであるが、露國と同じくスラブ系統の民族なる爲、墺匈の爲めに露と戰ふを欲せず、多くは露軍に投じて俘虜となつたのである、而して一方チエック、スロバック民族が墺匈國の羈絆を脫して獨立せんとするの運動は、次第に盛になつて來た、既にして露西亞帝國は覆滅して過激派の政府となり獨墺と媾和して其俘虜を解放するに及び、チエック、スロバック軍は、反過激派軍に投じて過激派軍と戰ひ、一面故國に歸り、墺匈國と戰つて其の獨立を全うせんとするの希望を持ち歐洲より歸らんとする者と、西比利亞より歸らんとするものとあつたが、其の西比利亞に在るものは、腹背敵を受けて最も困難を極めて居つたのである。

米國は實に此西比利亞に於けるチエック、スロヴアック軍を救援せんが爲に、我邦に聯合出兵を提言して來たのである、乃ち我が國は之に應じて協商諸國と協議する所あり、遂に出兵を決し、七年八月、先づ第十二師團を浦鹽に上陸せしめ、次で第三師團を增發し、米國及與國軍隊と協同して、九月五日ハバロフスクを占領し、次いで各地を攻略しつゝ漸次西進した、此間北滿洲地方の危險に陷れると、西比利亞に兵を要することの急なりし爲、南滿洲に駐屯せる第七師團の一部も亦、該方面に出動せしめられた、斯くて我軍は次第に進み、後貝加爾洲に至るまで東部西比利亞一帶の地方は、十月中既に一たび蕩淸せられ、チエック、スロヴアック軍も其西部に遮斷せられたる友軍と再び聯絡を取るに至り、其後我軍は專ら此地方の守備に就くに至つたのである。

山東問題覺書

我國が獨逸と戰つて得た靑島は、之を支那に還附する旨を、聲明したのであるが、七年九月更に日支兩國の間に覺書が交換せられた、日本より提議した要項は。

一、膠州鐵道沿線の帝國軍隊は、濟南一部隊を殘留する外總て之を靑島に集中すること。

二、膠州鐵道警備は、貴國政府に於て、巡警隊を組織して之に當るべきこと。

三、膠州鐵道より右巡警隊の經費に充てんが爲、相當の金額を提供すること。

四、日本國人を右巡警隊本部及び樞要驛並に巡警養成所に聘用すること。

五、膠州鐵道從業員中に支那人を採用すること。

六、膠州鐵道は、其所屬確定の上は、日支兩國に於て合辨經營すること

現下施行の民政は之を撤廢すること。

等であつた。

全國の米騒動

七年に入てより、米價は頻りに昂騰を續けて底止する所なく、日用品物價また之に伴つて昂騰し、細民の生活は日に窮困を加へるに至つた、此時に當り農商務省は、米價昂騰の主因を全國人口に對する現存米の不足に在りとし、外米管理を實施して、外國米を廉價に供給し、頻りに米價調節の途を講ずると共に、一面に暴利取締令を以て米穀を買占めて暴利を貪らんとする奸商に制裁を加へ、他方には雜穀或は芋等の混食を奬勵し、一時世を擧げて食糧問題の爲めに囂然たるの有樣を呈した、而かも米價は日に昂騰を加へ、六七月に至つては、大隈內閣當時、米價最低の時に比し、約三倍の高價に暴騰し、諸物價又之に伴ひ、中流以下の生活は全く不安を以て蔽はれ、人心漸く激動の萠を呈するに至つた。

七年八月六日、突如として富山縣滑川町に、女一揆起り、婦女子の一群は大擧して同町なる米商を襲ひ、一升の價を三十錢（大隈內閣當時は、一石十三圓臺に低落し、小賣相場一升十六七錢に下りしことあり）に低下すべしと迫り、頗る米商の不法を鳴らしたが、事は忽ち全國に傳はりて、騷擾は至る所に波及し、京都、大阪、神戶、名古屋、東京等最も甚だしく、或は米商の店舖を破壞し、或は之に放火し或は米穀を掠奪し、暴動は數日に亙り、殊に大阪は激烈を極め、警官は之れを制する能はずして、遂に軍隊の出動を見るに至り、漸く鎭靜するを得たのである。

此報一たび天聽に達するや畏くも御內帑金三百萬圓を下賜され、政府も亦國庫金一千萬圓を支出して外國米を輸入し、又強制的に農家の貯藏米を買收して廉賣を行つたのであつた。

寺內內閣の瓦解

米價調節の失敗と、暴動の突發とは、共に寺內內閣の責任であるとして、世論は囂として寺內內閣を攻擊し、之と提携し來れる政友會また漸く背反の態度を現はし來れる爲、遂にその內閣を維持すべからざることを察知し且つは寺內正毅の健康も復調來、健やかならず、對外問題も一段落を告げたるを以て閣僚一同は九月二十一日闕下に伏して骸骨を乞ふた

原內閣の成立

寺內內閣辭したので聖上は元老――山縣、松方、大隈、西園寺――を召されて、後繼者の下問を賜ふた、元老は何れも西園寺公望の出廬を望んだのであるが西園寺公望は之に應ぜず、政友會總裁原敬を推薦した、その結果原敬は大命を拜して大正七年九月二十九日左の顏觸の許に政友會內閣を組織した。

總理大臣兼司法大臣　原　　敬

內務大臣兼鐵道院總裁　床　次　竹二郎

外務大臣　子爵內　田　康　哉

大藏大臣　男爵高橋是清
陸軍大臣　田中義一
文部大臣　中橋德五郎
農商務大臣　山本達雄
遞信大臣　野田卯太郎
海軍大臣　加藤友三郎（留任）

爵位を有しない總理大臣はこの內閣を以て嚆矢とし、世は原敬を平民宰相と呼び、內閣を平民內閣と唱えて、その出現を謳歌した。

媾和使の渡歐

歐洲に於ける戰亂は、既に五年の久しきに亘り、獨墺は尙頑強に抗戰して、一歩も其の國境內に聯合國の軍隊を入れしめなかつたが、物資の缺乏と國民の疲弊は極度に達し、多數國民は今や戰爭を欲せざるに至り、俄然革命は起つて獨逸皇帝は退位の止むなきに及び、七年秋遂に帝位を退き、和蘭に潜行し直ちに獨逸共和政府は樹立せられて聯合國に對し媾和を申込み、十一月十一日を以て休戰條約は締結せられた。

是に於て獨逸に對する媾和會議は、佛國ヴェルサイイユ宮に於て開催せらるる事となり、我國は西園寺公望、牧野伸顯、駐英大使珍田捨巳、駐佛大使松井慶四郎を全權委員として列席せしむることに決し珍田、松井の二人は任地より牧野は隨員を率ゐて十一月先づ出發し、西園寺も踵ひで出發して佛國に赴いた。

對外狀態は斯うした時に第四十一議會は召集された、だが議會は頗る平穩であつた。

第四十一議會開院式勅語

（大正七年十二月二十七日）

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加ヘ今次ノ戰局ハ聯盟國ノ大捷ヲ以テ終結ヲ告ケムトス朕深ク之ヲ欣フ

朕ハ國務大臣ニ命シテ大正八年度豫算案及各般ノ法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ望ム

勅語ニ對スル奉答（貴族院）

（大正七年十二月二十八日）

貴族院議長臣德川家達誠恐誠惶謹テ

叡聖文武天皇陛下ニ上奏ス

第四十一回帝國議會ノ開會ニ際シ茲ニ盛典ヲ擧ケ優渥ナル

勅語ヲ賜フ臣等謹テ

叡旨ヲ奉體シ愼重審議協贊ノ任ヲ竭シ以テ

皇猷ヲ贊襄セムコトヲ期ス臣家達恐懼ノ至ニ任ヘス謹テ奉答ス

勅語ニ對スル奉答（衆議院）

（大正七年十二月二十八日）

陛下茲ニ第四十一回帝國議會開院ノ式ヲ擧ケ優渥ナル　聖詔ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ勝ヘス今ヤ世界平和ノ曙光ヲ認メ帝國ノ任益々重ヲ加フ臣等謹テ　聖旨ヲ奉體シ愼重審議ノ上

陛下ノ隆恩ニ對ヘ下國民ノ委託ニ酬ムコトヲ期ス

衆議院議長臣大岡育造誠恐誠惶謹テ奏ス

第四十一議會國務大臣

內閣總理大臣兼司法大臣　原敬
海軍大臣　加藤友三郎
外務大臣　子爵 內田康哉
大藏大臣　男爵 高橋是清
陸軍大臣　田中義一
農商務大臣　山本達雄
內務大臣　床次竹二郎
文部大臣　中橋德五郎
遞信大臣　野田卯太郎

第四十一議會政府委員

政府委員

法制局長官　橫田千之助
法制局參事官　馬場鍈一
法制局參事官　松村眞一郎
內閣統計局長　牛塚虎太郎
軍需局長　原象一郎
拓殖局長官法學博士　古賀廉造
鐵道院總裁　床次竹二郎
鐵道院副總裁工學博士　石丸重美
鐵道院理事　永井亨
鐵道院理事　中川正左
鐵道院理事　佐竹三吾
朝鮮總督府政務總監　山縣伊三郎
朝鮮總督府度支部長官　鈴木穆
朝鮮總督府參事官　大塚常三郎
朝鮮總督府事務官　河内山樂三
臺灣總督府民政長官　下村宏
臺灣總督府財務局長　末松偕一郎
臺灣總督府事務官　菊池武芳
關東都督府民政長官　宮尾舜治
關東都督府事務官　永山善之助
樺太廳長官　昌谷彰
樺太廳事務官　西岡實太

外務省所管

外務次官　幣原喜重郎
外務省政務局長　植原正直
外務省通商局長　田中都吉
大使館參事官　松田道一
總領事　藤田敏郎

內務省所管

內務次官　小橋一太
內務省神社局長　塚本清治
內務省地方局長　添田敬一郎
內務省警保局長　川村竹治
內務省土木局長　堀田貢
內務省衛生局長　杉山四五郎
內務書記官　池田宏
內務省參事官　山縣治郎
內務省參事官　潮惠之輔
北海道廳長官　俵孫一
北海道廳土木部長　白男川讓介

大藏省所管

大藏次官　神野勝之助
大藏省主計局長　西野元
大藏省主稅局長　松本重威
大藏省理財局長　森俊六郎
大藏省銀行局長　小野義一
大藏書記官　勝正憲
大藏書記官　佐々木謙一郎
大藏書記官　河田烈
專賣局長官　野中清

陸軍省所管

陸軍次官　山梨半造
陸軍中將　淺川敏靖
陸軍主計總監　田中政明
陸軍一等主計正　鶴淵仙助

海軍省所管

海軍次官　栃內曾次郎
海軍主計總監　志佐勝
海軍主計大監　久野工

司法省所管

司法次官法學博士　鈴木喜三郎
司法省法務局長法學博士　豐島直通
司法省監獄局長　谷田三郎
司法省參事官法學博士　山內確三郎
司法省參事官　飯島喬平
司法書記官　近藤三郎

文部省所管

文部次官　南弘
文部省專門學務局長　松浦鎭次郎
文部省普通學務局長　赤司鷹一郎
文部省宗敎局長　柴田駒三郎
維新史料編纂事務局長　黑澤次久
文部省圖書監修官　渡部董之介
文部省參事官　武部欽一
文部書記官　山縣達之輔

農商務省所管

農商務次官　犬塚勝太郎
農商務省農務局長　道家齊
農商務省商工局長　岡本英太郎
農商務省山林局長　鶴見左吉雄
農商務省鑛山局長　崎川才四郎
農商務省水產局長　村上隆吉
農商務書記官　中村勵作
農商務書記官　副島千八
製鐵所長官　白仁武
製鐵所理事　吉川雄輔
特許局長　鈴木英雄
戰時保險局長　片山義勝
戰時保險局技師　伊藤萬太郎
臨時米穀管理部事務官　河合良成
農商務理事　有働良夫

遞信省所管

遞信次官　中西清一
遞信省通信局長　中川健藏

遞信省電氣局長 肥後八次
遞信省管船局長 若宮貞夫
爲替貯金局長 天岡直嘉
遞信書記官 中西四郎

貴族院議員の異動

自第四十議會閉會式翌日（大正七年三月二十八日）
至第四十一議會閉會式當日（大正八年三月二十七日）

議員氏名	異動年月日		異動事由
◉退任議員			
男 關義臣	大正七年	三月三十日	死亡
武石橋次	〃	〃	〃
富井政章	〃	四月廿四日	辭任
公 鷹司熙通	〃	五月十七日	死亡
男 正親町實正	〃	五月卅一日	辭任
深野一三	〃	六月廿三日	死亡
男 勝田四方藏	〃	七月九日	〃
男 奈良原繁	〃	八月十四日	〃
男 靑山元	〃	十月四日	死亡
男 尾崎三良	〃	十月十三日	〃
男 北島齊孝	〃	十一月九日	〃
男 高橋新吉	〃	十一月三十日	〃
伯 大原重朝	〃	十二月四日	〃
侯 西鄕寅太郎	大正八年	一月四日	〃
馬屋原彰	〃	一月八日	〃
男 伊東義五郎	〃	二月廿二日	〃
森山武	〃	二月廿六日	〃
子 加納久宜	〃	三月二日	〃
子 三島彌太郞	〃	三月七日	〃
◉就任議員			
二階堂三郎左衛門	大正七年	五月三日	補缺當選
公 鷹司信輔	〃	六月十一日	新任
伯 大原重朝	〃	七月十日	改選
伯 萬里小路通房	〃	〃	〃
伯 吉井幸藏	〃	〃	〃
伯 松平直之	〃	〃	〃
伯 淸棲家教	〃	〃	〃
伯 松浦厚	〃	〃	〃
伯 松木宗隆	〃	〃	〃
伯 川村鐵太郎	〃	〃	〃
伯 寺島誠一郎	〃	〃	〃
伯 柳澤保惠	〃	〃	〃
伯 廣澤金次郎	〃	〃	〃
伯 大木遠吉	〃	〃	〃
伯 副島道正	〃	〃	〃
伯 津輕英麿	〃	〃	〃
伯 林博太郎	〃	〃	〃
伯 柳原義光	〃	〃	〃
伯 松平頼壽	〃	〃	〃
伯 奧平昌恭	〃	〃	〃
伯 小笠原長幹	〃	〃	〃
伯 堀田正恒	〃	〃	〃
子 三島彌太郞	〃	〃	〃
子 牧野忠篤	〃	〃	〃
子 松平康民	〃	〃	〃
子 毛利高範	〃	〃	〃
子 伊集院兼知	〃	〃	〃
子 板倉勝憲	〃	〃	〃
子 五條爲功	〃	〃	〃
子 前田利定	〃	〃	〃
子 大河内正敏	〃	〃	〃
子 新庄直知	〃	〃	〃
子 伊東祐弘	〃	〃	〃
子 片桐貞央	〃	〃	〃
子 唐橋在正	〃	〃	〃
子 酒井忠亮	〃	〃	〃
子 細川立興	〃	〃	〃
子 堀河護麿	〃	〃	〃
子 井上匡四郎	〃	〃	〃
子 水野直	〃	〃	〃
子 大給近孝	〃	〃	〃
子 藪篤麿	〃	〃	〃
子 豐岡圭資	〃	〃	〃
子 秋月種英	〃	〃	〃
子 八條隆正	〃	〃	〃
子 西尾忠方	〃	〃	〃
子 伏原宣足	〃	〃	〃
子 松平乘承	〃	〃	〃
子 靑山幸宜	〃	〃	〃
子 鍋島直虎	〃	〃	〃
子 大宮以季	〃	〃	〃
子 稻垣太祥	〃	〃	〃
子 山口弘達	〃	〃	〃
子 舟橋遂賢	〃	〃	〃
子 松平乘長	〃	〃	〃
子 松平直平	〃	〃	〃
子 東坊城德長	〃	〃	〃
子 京極高義	〃	〃	〃
子 淸岡長言	〃	〃	〃
子 森淸	〃	〃	〃
子 吉田淸風	〃	〃	〃
子 立花種忠	〃	〃	〃
子 竹屋春光	〃	〃	〃
子 米津政賢	〃	〃	〃
子 加納久宜	〃	〃	〃
子 一柳末德	〃	〃	〃
子 土方雄志	〃	〃	〃
子 京極高德	〃	〃	〃
子 本多實方	〃	〃	〃
子 靑木信光	〃	〃	〃
子 冷泉爲勇	〃	〃	〃
子 堤雄長	〃	〃	〃
子 永井尙敏	〃	〃	〃
子 池田政時	〃	〃	〃
子 榎本武憲	〃	〃	〃
子 京極高備	〃	〃	〃
子 丹羽長德	〃	〃	〃
子 西大路吉光	〃	〃	〃
子 大浦兼一	〃	〃	〃
子 本多忠鋒	〃	〃	〃
子 小笠原勁一	〃	〃	〃
子 米倉昌達	〃	〃	〃
子 井伊直安	〃	〃	〃
子 久留島通簡	〃	〃	〃
子 本多忠敬	〃	〃	〃
子 藤谷爲寬	〃	〃	〃
子 樋口誠康	〃	〃	〃
子 五辻治仲	〃	〃	〃
子 松平直德	〃	〃	〃
子 外山光輔	〃	〃	〃
子 野村益三	〃	〃	〃
子 今城定政	〃	〃	〃
子 勘解由小路資承	〃	〃	〃
子 櫛笥隆督	〃	〃	〃
子 白川資長	〃	〃	〃
男 藤井包總	〃	〃	〃
男 山内長人	〃	〃	〃
男 山中信義	〃	〃	〃
男 阪谷芳郎	〃	〃	〃
男 赤松範一	〃	〃	〃
男 沖原光孚	〃	〃	〃
男 宇佐川一正	〃	〃	〃
男 内山正敏	〃	〃	〃
男 山根武亮	〃	〃	〃
男 中川興長	〃	〃	〃
男 神山郡昭	〃	〃	〃
男 西村精一	〃	〃	〃
男 神田乃武	〃	〃	〃
男 靑山元	〃	〃	〃
男 安場末喜	〃	〃	〃
男 坂本俊篤	〃	〃	〃
男 調所恒德	〃	〃	〃
男 西紳六郎	〃	〃	〃
男 名和長憲	〃	〃	〃
男 長松篤棐	〃	〃	〃
男 本田親濟	〃	〃	〃
男 本多政以	〃	〃	〃
男 高千穗宣麿	〃	〃	〃
男 鄕誠之助	〃	〃	〃
男 岩佐新	〃	〃	〃
男 太秦供康	〃	〃	〃
男 船越光之丞	〃	〃	〃
男 佐竹義準	〃	〃	〃
男 北大路實信	〃	〃	〃
男 藤村義朗	〃	〃	〃
男 山内豐政	〃	〃	〃
男 小早川四郎	〃	〃	〃
男 島津長丸	〃	〃	〃
男 毛利五郎	〃	〃	〃
男 二條正麿	〃	〃	〃
男 黑川幹太郎	〃	〃	〃
男 小畑大太郎	〃	〃	〃
男 福原俊丸	〃	〃	〃
男 坪井九八郎	〃	〃	〃
男 橫山隆俊	〃	〃	〃
男 寺島敏三	〃	〃	〃
男 野田龜喜	〃	〃	〃
男 髙崎弓彥	〃	〃	〃

男 黒田長和	〃	〃	〃
男 島津久賢	〃	〃	〃
男 岩倉道倶	〃	〃	〃
男 今園國貞	〃	〃	〃
男 島津健之助	〃	〃	〃
男 矢吹省三	〃	〃	〃
男 池田長康	〃	〃	〃
男 阪井重季	〃	〃	〃
男 近藤廉平	〃	〃	〃
男 伊丹春雄	〃	〃	〃
男 北島齊孝	〃	〃	〃
男 永山盛興	〃	〃	〃
男 楠本正敏	〃	〃	〃
男 藤堂高成	〃	〃	〃
男 辻太郎	〃	〃	〃
男 平野長祥	〃	〃	〃
男 竹腰正己	〃	〃	〃
男 斯波忠三郎	〃	〃	〃
男 伊東善五郎	〃	〃	〃
男 清水資治	〃	〃	〃
男 杉溪言長	〃	〃	〃
男 南岩倉具威	〃	〃	〃
男 眞田幸世	〃	〃	〃
男 若王子文健	〃	〃	〃
男 千秋季隆	〃	〃	〃
男 東郷安	〃	〃	〃
男 肝付兼行	〃	〃	〃
男 徳川厚	〃	〃	〃
男 安藤直雄	〃	〃	〃
清水新郎治	〃	七月二十日	補缺當選
侯 佐々木行忠	〃	七月廿五日	新任
松室致	〃	九月廿五日	〃
內田嘉吉	〃	〃	〃
上山滿之進	〃	〃	〃
岡田文次	〃	〃	〃
田所美治	〃	〃	〃
市來乙彥	〃	〃	〃
永田秀次郎	〃	〃	〃
相馬哲平	〃	九月廿九日	改選
安田善三郎	〃	〃	〃
鈴木總兵衛	〃	〃	〃
高橋隆一	〃	〃	〃
大村彥太郎	〃	〃	〃
中村圓一郎	〃	〃	〃
星島謹一郎	〃	〃	〃
島定治郎	〃	〃	〃
大森慶次郎	〃	〃	〃
二階堂三郎左衛門	〃	〃	〃
大谷嘉兵衛	〃	〃	〃
西川甚五郎	〃	〃	〃
藤本閑作	〃	〃	〃
勝田銀次郎	〃	〃	〃
野々村久次郎	〃	〃	〃
津村紀陵	〃	〃	〃
橋本辰二郎	〃	〃	〃
今井五介	〃	〃	〃
三木與吉郎	〃	〃	〃
佐藤友右衛門	〃	〃	〃
八木久兵衛	〃	〃	〃
鎌田勝太郎	〃	〃	〃
田中源太郎	〃	〃	〃
佐藤傳兵衛	〃	〃	〃
岡本榮吉	〃	〃	〃
櫻井伊兵衛	〃	〃	〃
横山久太郎	〃	〃	〃
竹村與右衛門	〃	〃	〃
麻生太吉	〃	〃	〃
成清信愛	〃	〃	〃
石橋謹二	〃	〃	〃
多勢龜五郎	〃	〃	〃
伊丹彌太郎	〃	〃	〃
竹內權兵衛	〃	〃	〃
土田萬助	〃	〃	〃
富永猿雄	〃	〃	〃
矢口長右衛門	〃	〃	〃
山田敏	〃	〃	〃
高橋源太郎	〃	〃	〃
山田純精	〃	〃	〃
田中清文	〃	〃	〃
中山嘉兵衛	〃	〃	〃
伊藤傳七	〃	〃	〃
石谷傳四郎	〃	〃	〃
平尾喜三郎	〃	〃	〃
男 藤田平太郎	〃	十二月十四日	補缺當選
大阪金助	〃	十二月廿六日	〃
男 中島久萬吉	大正八年一月十八日		〃
大山綱昌	〃	一月廿七日	新任
大谷靖	〃	〃	〃
高橋琢也	〃	〃	〃
伯 兒玉秀雄	〃	二月十五日	補缺當選

衆議院議員の異動

自第四十議會閉會式翌日（大正七年三月二十六日）
至第四十一議會閉會式當日（大正八年三月二十七日）

議員氏名	府縣	異動年月日	異動事由
◉退任議員			
岡辰喜	熊本	大正七年四月一日	辭任
大島久滿次	愛知	〃 四月廿七日	死亡
阿部德三郎	巖手	〃 五月十四日	〃
上島長久	奈良	〃 五月十八日	〃
吉田三郎右衛門	北海道	〃 五月廿七日	〃
福田辰五郎	埼玉	〃 八月五日	〃
柴四朗	福島	〃 九月三十日	選擧無効
牛田唯一	山梨	〃 十一月二日	死亡
川眞田德三郎	德島	〃 十一月廿二日	〃
古谷久綱	愛媛	大正八年二月十二日	〃
白石直治	高知	〃 二月十七日	〃
奥村三樹之助	愛知	〃 三月十一日	辭任
◉就任議員			
高島兵吉	德島	大正七年四月十五日	補缺當選
大谷高寛	熊本	〃 四月十九日	〃
內藤傳祿	愛知	〃 五月十八日	〃
佐藤喜八	巖手	〃 六月八日	〃
福本寅松	奈良	〃 六月十七日	〃
前田卯之助	北海道	〃 六月廿七日	〃
長島隆二	埼玉	〃 九月三日	〃
柴四朗	福島	〃 十月廿三日	〃
穴水要七	山梨	〃 十二月七日	〃
原田佐之治	德島	〃 十二月廿二日	〃
岩崎一高	愛媛	大正八年三月四日	〃
大島宇吉	愛知	〃 三月十七日	〃
濱口雄幸	高知	〃 三月廿六日	〃

第四十一回帝國議會貴族院

○大正七年十二月二十八日(土曜日)

午前十時一分開議

議事日程　第一號

第一　全院委員長の選擧

第二　常任委員の選擧

○議長(公爵德川家達君)　去る二十六日本院議員に勅任せられました、大坂金助君の席次は江原素六君の次席に確定し、其部屬を第九部に定めました、去る十一月休戰條約成立に際し、「ボリヴィア」國、「ウルグエイ」國、葡萄牙の各上院議長より本院議長に宛て、同じく支那共和國上下兩院議長より貴族院議長宛、廣東支那議會より貴衆兩院宛戰捷に關する祝電あり、又外務大臣より西班牙國新政府の親聯合國側外交方針に關し同國公使より通報の件移牒ありたるに付き、「ボリヴィア」國上院議長には十一月十八日、「ウルグエイ」國上院議長には同月十九日議長より直に答電を發し、又葡萄牙國上院議長には十二月十七日議長より、支那共和國上下兩院議長には十一月二十五日、廣東支那議會議長には同月二十六日貴衆兩院議長より、答電方外務大臣に依頼いたしました、其他の報告は御異議がなければ本日は本議場では省略いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す〕

第四十回議會閉會後に於ける事項報告

正三位勳二等男爵　關　義臣君

去る三月三十日薨去せらる依て四月二日弔辭を贈れり

勳四等　武石橋次君

去る三月三十日死去せらる依て四月二日弔辭を贈れり

正四位勳二等法學博士　富井政章君

去る四月二十四日願に依り貴族院議員を免せらる

二階堂三郎左衞門君

去る五月三日貴族院令第一條五項に依り貴族院議員に任せらる

從一位勳一等公爵　鷹司熙通君

去る五月十七日薨去せらる依て二十日弔辭を贈れり

從二位勳二等伯爵　正親町實正君

去る五月三十一日貴族院議員の辭職御允裁あらせらる

從四位公爵　鷹司信輔君

去る六月十一日貴族院令第三條に依り議席に列せらる

正三位勳二等　深野一三君

去る六月二十三日薨去せらる依て二十五日弔辭を贈れり

正三位勳一等功三級男爵　勝田四方藏君

去る七月九日薨去せらる依て同日弔辭を贈れり

伯爵大原重朝君　伯爵萬里小路通房君
伯爵吉井幸藏君　伯爵松平直之君
伯爵清棲家教君　伯爵松浦厚君
伯爵松木宗隆君　伯爵川村鐵太郎君
伯爵寺島誠一郎君　伯爵柳澤保惠君
伯爵廣澤金次郎君　伯爵大木遠吉君
伯爵副島道正君　伯爵津輕英麿君
伯爵林博太郎君　伯爵柳原義光君
伯爵松平賴壽君　伯爵奧平昌恭君
伯爵小笠原長幹君　伯爵堀田正恒君

去る七月十六日伯爵議員選擧管理者より貴族院議員當選の報告を受領せり

子爵三島彌太郎君　子爵牧野忠篤君
子爵松平康民君　子爵毛利高範君
子爵伊集院兼知君　子爵板倉勝憲君
子爵五條爲功君　子爵前田利定君
子爵大河內正敏君　子爵新庄直知君
子爵伊東祐弘君　子爵片桐貞央君
子爵唐橋在正君　子爵酒井忠亮君
子爵細川立興君　子爵堀河護麿君
子爵井上匡四郎君　子爵水野直君
子爵大給近孝君　子爵藪篤麿君
子爵豐岡圭資君　子爵秋月種英君
子爵八條隆正君　子爵西尾忠方君
子爵伏原宣足君　子爵松平乘承君
子爵青山幸宜君　子爵鍋島直虎君
子爵大宮以季君　子爵稻垣太祥君
子爵山口弘達君　子爵舟橋遂賢君
子爵松平乘長君　子爵松平直平君
子爵東坊城德長君　子爵京極高義君
子爵清岡長言君　子爵森清君
子爵吉田清風君　子爵立花種忠君
子爵竹屋春光君　子爵米津政賢君
子爵一柳末德君　子爵加納久宜君
子爵土方雄志君　子爵京極高德君
子爵本多實方君　子爵青木信光君
子爵冷泉爲勇君　子爵堤雄長君
子爵永井尚敏君　子爵池田政時君
子爵榎本武憲君　子爵京極高備君
子爵丹羽長德君　子爵西大路吉光君
子爵大浦兼一君　子爵本多忠鋒君
子爵小笠原勁一君　子爵米倉昌達君
子爵井伊直安君　子爵久留島通簡君
子爵本多忠敬君　子爵藤谷爲寬君
子爵樋口誠康君　子爵五辻治仲君
子爵松平直德君　子爵外山光輔君
子爵野村益三君　子爵今城定政君
子爵勘解由小路資承君　子爵櫛笥隆督君
子爵白川資長君

同日子爵議員選擧管理者より貴族院議員當選の報告を受領せり

男爵藤井包總君　男爵山內長人君
男爵山中信儀君　男爵阪谷芳郎君
男爵赤松範一君　男爵沖原光孚君
男爵宇佐川一正君　男爵內田正敏君
男爵山根武亮君　男爵中川興長君
男爵神山郡昭君　男爵西村精一君
男爵新田忠純君　男爵神田乃武君
男爵青山元君　男爵安場末喜君
男爵阪本俊篤君　男爵調所恒德君
男爵西紳六郎君　男爵名和長憲君
男爵長松篤棐君　男爵本田親濟君
男爵本多政以君　男爵高千穗宣麿君
男爵鄕誠之助君　男爵岩佐新君
男爵太秦供康君　男爵船越光之丞君
男爵佐竹義準君　男爵北大路實信君
男爵藤村義朗君　男爵山內豐政君
男爵小早川四郎君　男爵島津長丸君
男爵毛利五郎君　男爵二條正麿君
男爵黑川幹太郎君　男爵小畑大太郎君
男爵福原俊丸君　男爵坪井九八郎君
男爵橫山隆俊君　男爵寺島敏三君
男爵野田鶴喜君　男爵高崎弓彥君
男爵黑田長和君　男爵島津久賢君
男爵岩倉道倶君　男爵今園國貞君
男爵島津健之助君　男爵矢吹省三君
男爵池田長康君　男爵阪井重季君
男爵近藤廉平君　男爵伊丹春雄君
男爵永山盛興君　男爵楠本正敏君
男爵藤堂高成君　男爵辻太郎君
男爵平野長祥君　男爵竹腰正己君
男爵斯波忠三郎君　男爵伊東義五郎君
男爵清水資治君　男爵杉溪言長君
男爵南岩倉具威君　男爵眞田幸世君
男爵若王子文健君　男爵千秋季隆君
男爵東鄕安君　男爵肝付兼行君
男爵德川厚君　男爵安藤直雄君

同日男爵議員選擧管理者より貴族院議員當選の報告を受領せり

清末新郎治君

去る七月二十日貴族院令第一條第五項に依り貴族院議員に任せらる

正五位侯爵　佐々木行忠君

去る七月二十五日貴族院令第三條に依り議席に列せらる

從二位勳一等男爵　奈良原繁君

去る八月十四日薨去せらる依て十五日弔辭を贈れり

從三位勳一等法學博士　松室致君
從三位勳一等　內田嘉吉君
從三位勳二等　上山滿之進君
從四位勳三等　岡田文治君
從四位勳三等　田所美治君
從四位勳一等　市來乙彥君
從四位勳四等　永田秀次郎君

去る九月二十一日貴族院令第一條四項に依り貴族院議員に任せらる

相馬哲平君
勳四等　安田善三郎君
正六位　大村彥太郎君
島定治郎君

正五位勲三等　大谷嘉兵衛君
勝田銀次郎君
勲四等　橋本辰二郎君
勲四等　佐藤友右衛門君
田中源太郎君
櫻井伊兵衛君
勲四等　石橋謹二君
竹内權兵衛君
矢口長右衛門君
山田純精君
伊藤傳七君
正六位勲四等　鈴木摠兵衛君
中村圓一郎君
大森慶次郎君
勲四等　西川甚五郎君
野々村久次郎君
今井五介君
八木久兵衛君
佐藤傳兵衛君
横山久太郎君
多勢鐵五郎君
土田萬助君
山田敵君
勲四等　横山章君
勲四等　田中清文君
勲四等　石谷傳四郎君
高橋隆一君
勲四等　星島謹一郎君
二階堂三郎左衛門君
鷹木閑作君
津村紀陵君
勲四等　三木與吉郎君
勲三等　鎌田勝太郎君
岡本榮吉君
勲四等　竹村與右衛門君
正六位勲四等　麻生太吉君
成清信愛君
伊丹彌太郎君
富永猿雄君
高橋源次郎君
小山嘉兵衛君
平尾喜三郎君

去る九月二十九日貴族院令第一條五項に依り貴族院議員に任せらる
　正四位勲三等伯爵　青山元君
去る十月四日卒去せらる依て六日弔辭を贈れり
　正二位勲一等男爵　尾崎三良君
去る十月十三日薨去せらる依て十六日弔辭を贈れり
　正三位勲四等男爵　北島齊孝君
去月九日薨去せらる依て十二日弔辭を贈れり
　正四位勲二等男爵　高橋新吉君
去月三十日卒去せらる依て十二月三日弔辭を贈れり
　正五位勲三等男爵　藤田平太郎君
去る十四日男爵議員補闕選擧に當選せらる
　正二位勲三等伯爵　大原重朝君
同日薨去せらる依て十七日弔辭を贈れり
去る二十五日本院成立の旨政府及衆議院に通知せり
同日衆議院より同院成立の旨通牒を受領せり
同日内閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられたる旨の通牒を受領せり

政府委員

　法制局長官　横田千之助君
　法制局參事官　馬場鍈一君
　法制局參事官　松村眞一郎君
拓殖局長官法學博士　古賀廉造君
　鐵道院總裁　床次竹二郎君
鐵道院副總裁工學博士　石丸重美君
　鐵道院理事　永井亨君
　鐵道院理事　中川正左君
　鐵道院理事　佐竹三吾君
朝鮮總督府政務總監　山縣伊三郎君
朝鮮總督府度支部長官　鈴木穆君
　朝鮮總督府參事官　大塚常三郎君
　朝鮮總督府事務官　河内山樂三君
臺灣總督府民政長官　下村宏君
臺灣總督府財務局長　末松偕一郎君
　臺灣總督府事務官　菊池武芳君
關東都督府民政長官　宮尾舜治君
　關東都督府事務官　永山善之助君
　樺太廳長官　昌谷彰君
樺太廳事務官　西岡實太君

外務省所管事務政府委員
　外務次官　幣原喜重郎君
　外務省政務局長　埴原正直君
　大使館參事官　松田道一君
　總領事　藤田敏郎君
内務省所管事務政府委員
　内務次官　小橋一太君
　内務省神社局長　塚本清治君
　内務省地方局長　添田敬一郎君
　内務省警保局長　川村竹治君
　内務省土木局長　堀田貢君
　内務省衞生局長　杉山四五郎君
　内務書記官　池田宏君
　内務省參事官　山縣治郎君
　北海道廳長官　俵孫一君
　北海道廳土木部長　白男川讓介君
大藏省所管事務政府委員
　大藏次官　神野勝之助君
　大藏省主計局長　西野元君
　大藏省主税局長　松本重威君
　大藏省理財局長　森俊六郎君
　大藏省銀行局長　小野義一君
　大藏書記官　勝正憲君
　大藏書記官　佐々木謙一郎君
　大藏書記官　河田烈君
　專賣局長官　野中清君
陸軍省所管事務政府委員
　陸軍次官　山梨半造君
　陸軍中將　淺川敏靖君
　陸軍主計總監　田中政明君
　陸軍一等主計正　鶴淵仙助君
海軍省所管事務政府委員
　海軍次官　栃内曾次郎君
　海軍主計總監　志佐勝君
　海軍主計大監　久野工君
司法省所管事務政府委員
　司法次官法學博士　鈴木喜三郎君
　司法省法務局長法學博士　豐島直通君
　司法省監獄局長　谷田三郎君
　司法省參事官法學博士　山内確三郎君
　司法書記官　近藤三郎君
文部省所管事務政府委員
　文部次官　南弘君
　文部省專門學務局長　松浦鎭次郎君
　文部省普通學務局長　赤司鷹一郎君
　文部省宗教局長　柴田駒三郎君
　維新史料編纂事務局長　黒澤次久君
　文部書記官　山崎達之輔君
農商務省所管事務政府委員
　農商務次官　犬塚勝太郎君
　農商務省農務局長　道家齊君
　農商務省商工局長　岡本英太郎君
　農商務省山林局長　鶴見左吉雄君
　農商務省鑛山局長　崎川才四郎君
　農商務省水産局長　村上隆吉君
　農商務書記官　中井勵作君
　製鐵所長官　白仁武君
　製鐵所理事　吉川雄輔君
　特許局長　鈴木英雄君
　戰時保險局長　片山義勝君
遞信省所管事務政府委員
　遞信次官　中西清一君
　遞信省通信局長　中川健藏君
　遞信省電氣局長　肥後八次君
　遞信省管船局長　若宮貞夫君
　爲替貯金局長　天岡直嘉君
　遞信書記官　中西四郎君

一昨二十六日貴族院令第一條五項に依り貴族院議員に任せらる
　勲四等　大坂金助君

○議長（公爵徳川家達君）　是より本日の會議を開きます、昨二十七日開院式の節賜はりました勅語に對して奉答文を是より朗讀いたします。

　貴族院議長臣徳川家達誠恐誠惶謹テ
叡聖文武天皇陛下ニ上奏ス
　第四十一回帝國議會ノ開會ニ際シ茲ニ盛典ヲ擧ケ優渥ナル
勅語ヲ賜フ臣等謹テ
叡旨ヲ奉體シ愼重審議協賛ノ任ヲ竭シ以テ
皇猷ヲ賛襄セムコトヲ期ス臣家達恐懼ノ至ニ任ヘス謹テ奉答ス

○議長（公爵徳川家達君）　唯今讀みました奉答文に同意の諸君の起立を請ひます。

　總員起立

○議長(公爵德川家達君)　全會一致と認めます。

○議長(公爵德川家達君)　議事日程第一、全院委員長の選擧、御注意を致して置きますが、本院議員中には同爵にして同姓の者も多くございますから、投票用紙には成るべく姓名を御認めになることを望みます、書記官をして議席へ投票用紙を集めさせます爲に差出します。

〔書記官投票を取集む〕

○議長(公爵德川家達君)　御投票漏れはございませぬか……御異議がなければ投票の讀上げは省略致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　是より計算を致させます

〔書記官投票を計算す〕

○議長(公爵德川家達君)　先刻御注意を致しましたに拘らず、單に德川侯爵と記されたのが一票ございます、德川侯爵は御承知の通り三名ございますから是は當然無効と致すより外に仕方がないと考へます投票の結果を御報道に及びます、投票總數二百十五侯爵德川賴倫君二百九票、細川侯爵一票、大木伯爵一票、柳原伯爵一票、三島子爵一票、安樂兼道君一票。故に德川賴倫君が當選せられました。

○議長(公爵德川家達君)　是より議事日程第二に移ります、御異議がなければ是より直に各部に於て常任委員の選擧を行はれんことを望みます、暫く休憩を致します。

午前十時二十三分休憩

午前十一時二十二分開會

○議長(公爵德川家達君)　議長は前刻可決せられました勅語奉答書を携へまして參內を致しまして、鳳凰の間に於て、本日は御風氣に依りまして出御は在らせられませなんだ、宮內大臣へ奉答書を渡しました所、更に優渥なる勅語を宮內大臣より傳達を受けました、議長は是より其勅語を捧讀致します。

總員起立

朕貴族院ノ深厚ナル敬禮ヲ嘉ス

〔一同敬禮〕

○議長(公爵德川家達君)　是より報告を致させます

〔長谷川書記官朗讀〕

報告

昨二十七日議員侯爵黑田長成君外一名より三十七名の贊成を以て左の議案を發議せり

出征軍隊に對する感謝決議案

出征艦隊に對する感謝決議案

○議長(公爵德川家達君)　是より前刻に引續きまして會議を開きます。

○侯爵黑田長成君　本員は此際議事日程を變更して唯今、朗讀になりました兩決議案を議したいと存じます、此動議を提出致します。

○伯爵吉井幸藏君　贊成。

○議長(公爵德川家達君)　黑田侯爵の議事日程變更の動議に御異存はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、故に議事日程は變更せられました。

〔侯爵黑田長成君演壇に登る〕

○侯爵黑田長成君　諸君、帝國の西比利亞出兵は何に依つて其端を發しましたと云ふことは申すに及びませぬので、帝國軍は聯合軍の主體となりまして、聯合諸國軍と力を戮せまして奮鬪いたし、彼の「クラエフスク」の一戰に於て賊匪を一掃し、其後破竹の勢を以て烏蘇里「アムール」等に入りまして、一瀉千里、後貝加爾を掃蕩したのであります、從つて西比利亞地方の秩序も漸く回復の緒に就くことになりました、此軍隊の功績は誠に偉大なるものであつて、國民の深く感謝する所であります、然るに西比利亞地方の寒氣は非常に凛烈であることは御承知の通でありまして、それに拘らず大雪烈寒を凌いで此軍隊が任務に從事して居るのであります、尙ほ防寒具其他の日用品も不自由なことであらうと云ふことを察しますれば、誠に其勞苦は想はれるのであります、それで貴族院は此忠勇なる出征陸軍將卒諸士の功勞に對しましては最も深厚なる感謝の誠意を表するが當然であると存じます、それから帝國の海軍は開戰以來、五星霜の久しきに亘りまして殆ど全世界の海面の各方向に於て終始任務を完うせられまして其貢獻の偉大なることは世上普く知る所であります即ち印度洋、支那海、露領沿岸或は地中海其他の方面に於て日夜勇敢果敢に敵艦風浪と鬪ひましたことは實に其勞苦は察するに餘りあることゝ思ひます、殊に地中海に於きましては帝國の艦艇は共同作戰上非常に功績のあることは聯合與國の等しく認むる所であります、唯々地中海のみならず總て此帝國の遣外艦隊の功績は固より座ながらにして得られたものではありませぬ、其勤勞の點は誠に感謝に堪へない次第であります、それ故に貴族院は此忠勇なる出征海軍將卒諸士の功勞に對しましても亦同じく最も深厚なる感謝の誠意を表したいと思ひます、本員は此趣意に依りまして滿場諸君の御贊成を得て兩案が成立することを切望いたします、果して斯の如くにして此の兩案が可決せられましたならば、諸君が出征海陸軍諸士に對せらるゝ、感謝の念が如何に深厚にして如何に熱烈であるかと云ふことを證することが出來る譯になるのでありまして、斯の如くして表明せられたる貴族院の誠意なるものは帝國陸海遠征軍の諒せらるゝこととなることを確信して疑ひませぬ

○議長(公爵德川家達君)　唯今の決議案を採決に付します前に念の爲に兩決議案を朗讀いたさせます。

〔長谷川書記官朗讀〕

出征軍隊に對する感謝決議案

右提出候也

大正七年十二月二十七日

發議者

侯爵黑田長成　侯爵德川賴倫

贊成者

侯爵細川護立　伯爵松浦厚
伯爵大木遠吉　伯爵林博太郎
男爵小澤武雄　子爵京極高德
子爵三島彌太郎　子爵松平直平
子爵青木信光　子爵前田利定
子爵榎本武憲　淺田德則
男爵高木兼寬　高崎親章
男爵中川興長　男爵村上敬次郎
江木千之　和田彥次郎
男爵內田正敏　男爵山內長人
男爵南岩倉具威　水野錬太郎
男爵安場末喜　男爵坪井九八郎
谷森眞男　藤田四郎
石黑五十二　仁尾惟茂
加太邦憲　室田義文
伊澤多喜男　高橋作衞
鎌田榮吉　鎌田勝太郎
橋本辰二郎　西川甚五郎
安田善三郎

貴族院議長公爵德川家達殿

出征軍隊に對する感謝決議

我帝國西比利亞出征軍は聯合諸國と協力して事に從ひ朔北遼遠の野に驅馳し勇敢[illegible]兵を[illegible]し至る所掃蕩の功を奏し今[illegible]寒風雪の中に艱苦行動し克く其の任務を盡せり貴族院は忠勇なる我出征將卒の功勞に對し感謝の誠意を表す

出征艦隊に對する感謝決議案

右提出候也

大正七年十二月二十七日

發議者

侯爵黑田長成　侯爵德川賴倫

贊成者

侯爵細川護立　伯爵松浦厚
伯爵大木遠吉　伯爵林博太郎
男爵小澤武雄　子爵京極高德
子爵三島彌太郎　子爵松平直平
子爵青木信光　子爵前田利定
子爵榎本武憲　淺田德則
男爵高木兼寬　高崎親章
男爵中川興長　男爵村上敬次郎
江木千之　和田彥次郎
男爵內田正敏　男爵山內長人
男爵南岩倉具威　水野錬太郎
男爵安場末喜　男爵坪井九八郎
谷森眞男　藤田四郎
石黑五十二　仁尾惟茂
加太邦憲　室田義文
伊澤多喜男　高橋作衞
鎌田榮吉　鎌田勝太郎
橋本辰二郎　西川甚五郎
安田善三郎

貴族院議長公爵德川家達殿

出征艦隊に對する感謝決議

我帝國遣外艦隊は聯合諸國と協力し海洋の各方面に分派行動し常に艱苦に耐へ勇敢果敢終始其の任務を全くし功績大に著る貴族院は忠勇なる我出征將卒の功勞に對し感謝誠意を表す

○議長(公爵德川家達君)　唯今採決に付しますのは出征軍隊に對する決議案と御承知を請ひます、此決議案に同意の諸君の起立を請ひます。

〔總員起立〕

○議長(公爵德川家達君)　全會一致と認めます、此決議の趣は陸軍大臣を經まして出征軍隊に傳達を請

ひます積りでございます。

○議長（公爵德川家達君）　次に採決に付しますのは出征艦隊に對する決議案、此決議案にも同意の諸君の起立を請ひます。

〔總員起立〕

○議長（公爵德川家達君）　全會一致と認めます、此決議も前の決議通り海軍大臣を經まして出征艦隊に傳達を請ふ積りでございます。

〔國務大臣田中義一君演壇に登る〕

○國務大臣（田中義一君）　唯今西比利亞出動部隊に對する御決議に對しましては本大臣は全陸軍を代表しまして茲に深甚なる感謝の意を表します、付きましては御決議の趣旨は直ちに之を西比利亞の出動部隊に傳へ、尙ほそれを全軍に傳達することの手續を致します。

〔國務大臣加藤友三郎君演壇に登る〕

○國務大臣（加藤友三郎君）　唯今出征艦隊に對する御決議文に付きまして、茲に海軍を代表いたしまして厚く謝意を表します、尙ほ御決議の次第は最も速なる方法を執りまして各方面に於ける艦隊指揮官に傳達を取計ひます考であります、茲に一言御挨拶を申上げます。

○議長（公爵德川家達君）　是より各部に於て當選せられました常任委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔長書記官朗讀〕

第一部

資格審査委員

服部　一三君

豫算委員

子爵樋口　誠康君　　子爵野村　益三君

江木　千之君　　河村　讓三郎君

男爵坪井　九八郎君　　坂本　釤之助君

橋本　辰二郎君

懲罰委員

伯爵川村　鐵太郎君

請願委員

男爵島津　健之助君　　江原　素六君

石谷　傳四郎君　　平尾　喜三郎君

決算委員

男爵二條　正麿君　　石橋　謹二君

星島　謹一郎君　　三木　與吉郎君

第二部

資格審査委員

有松　英義君

豫算委員

子爵松平　直平君　　子爵牧野　忠篤君

子爵大河内　正敏君　　子爵八條　隆正君

男爵船越　光之丞君　　菅原　通敬君

西川　甚五郎君

懲罰委員

男爵池田　長康君

請願委員

男爵今園　國貞君　　野々村　久次郎君

伊丹　彌太郎君　　勝田　銀次郎君

決算委員

伯爵堀田　正恒君　　男爵若王子　文健君

男爵島津　久賢君　　石黑　五十二君

第三部

資格審査委員

伯爵廣澤　金次郎君

豫算委員

伯爵奧平　昌恭君　　子爵靑木　信光君

男爵佐竹　義準君　　谷森　眞男君

藤田　四郎君　　高田　早苗君

鎌田　榮吉君

懲罰委員

男爵山川　健次郎君

請願委員

男爵高千穗　宣麿君　　男爵坂本　俊篤君

藤本　閑作君　　横山　章君

決算委員

男爵伊東　義五郎君　　男爵千秋　季隆君

男爵安藤　直雄君　　伊藤　傳七君

第四部

資格審査委員

山脇　玄君

豫算委員

伯爵林　博太郎君　　子爵三島　彌太郎君

男爵武井　守正君　　男爵小早川　四郎君

男爵長松　篤棐君　　江木　翼君

津村　紀陵君

懲罰委員

松室　致君

請願委員

子爵秋月　種英君　　男爵阪井　重季君

二階堂　三郎左衞門君　　中村　圓一郎君

決算委員

子爵本多　忠鋒君　　男爵肝付　兼行君

男爵藤井　包總君　　男爵岩倉　道倶君

第五部

資格審査委員

男爵松岡　康毅君

豫算委員

伯爵柳澤　保惠君　　子爵水野　直君

男爵山内　長人君　　和田　彥次郎君

男爵南岩倉　具威君　　男爵安場　末喜君

倉知　鐵吉君

懲罰委員

鮫島　武之助君

請願委員

大谷　嘉兵衞君　　矢口　長右衞門君

中山　嘉兵衞君　　富永　猿雄君

決算委員

公爵德川　慶久君　　子爵立花　種忠君

男爵西村　精一君　　男爵東鄉　安君

第六部

資格審査委員

子爵京極　高德君

豫算委員

男爵小澤　武雄君　　子爵伊東　祐弘君

子爵片桐　貞央君　　杉田　定一君

伊澤　多喜男君　　高橋　作衞君

安田　善三郎君

懲罰委員

男爵新田　忠純君

請願委員

伯爵小笠原　長幹君　　子爵今城　定政君

男爵野田　鎗喜君　　佐藤　傳兵衞君

決算委員

子爵五辻　治仲君　　澤柳　政太郎君

田中　淸文君　　櫻井　伊兵衞君

第七部

資格審査委員

子爵稻垣　太祥君

豫算委員

子爵前田　利定君　　淺田　德則君

男爵石黑　忠悳君　　男爵村上　敬次郎君

阿部　浩君　　小松　謙次郎君

鎌田　勝太郎君

懲罰委員

石井　省一郎君

請願委員

子爵吉田　淸風君　　男爵藤村　義朗君

土田　萬助君　　成淸　信愛君

決算委員

子爵新庄　直知君　　男爵藤堂　高成君

男爵黑田　長和君　　佐藤　友右衞門君

第八部

資格審査委員

子爵勘解由小路　資承君

豫算委員

子爵酒井　忠亮君　　子爵榎本　武憲君

男爵高木　兼寬君　　石塚　英藏君

仁尾　惟茂君　　石渡　敏一君

若槻　禮次郎君

懲罰委員

子爵松平　康民君

請願委員

男爵宇佐川　一正君　　男爵黑川　幹太郎君

男爵矢吹　省三君　　高橋　源次郎君

決算委員

伯爵大木　遠吉君　　子爵東坊城　德長君

三宅　秀君　　山田　敏君

第九部

資格審査委員

上山　滿之進君

豫算委員

子爵井上　匡四郎君　　子爵豐岡　圭資君

男爵阪谷　芳郎君　　荒井　賢太郎君

男爵斯波　忠三郎君　　加太　邦憲君

鈴木　摠兵衞君

懲罰委員

男爵名和　長憲君

請願委員

侯爵細川　護立君　　子爵西尾　忠方君

男爵福原　俊丸君　　今井　五介君

決算委員

子爵五條　爲功君　　男爵西　紳六郎君

男爵橫山隆俊君　西久保弘道君

○議長(公爵德川家達君)　本年の議事は本日を以て終りと致しまして、明年は一月二十日まで休會を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、本日は是で散會。

午前十一時四十一分散會

○大正八年一月二十一日(火曜日)、午前十時四分開議

議事日程　第二號

第一　公爵毛利元昭君、公爵島津忠重君、公爵德川慶久君、公爵近衞文麿君、公爵大山柏君、侯爵中山孝麿君、侯爵小松輝久君男爵牧野伸顯君、大久保利武君、加藤恒忠君、牟田口元學君、橫山久太郎君、山田純精君、西川甚五郎君請暇の件

第二　大正七年法律第二十四號中改正法律案(政府提出)　第一讀會

第三　右議案の審査を付託すへき特別委員の選擧

第四　輸出羽二重精練業法中改正法律案(政府提出)　第一讀會

第五　右議案の審査を付託すへき特別委員の選擧

○議長(公爵德川家達君)　是より諸般の報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

報告

大正七年十二月二十八日議決したる出征軍隊に對する感謝決議文は即日之を陸軍大臣に、出征艦隊に對する感謝決議文は同しく之を海軍大臣に送致せり

同日本院は翌二十九日より大正八年一月二十日まて休會することに定めたる旨政府及衆議院に通知せり

同日衆議院より同院は翌二十九日より大正八年一月二十日まて休會する旨の通牒を受領せり

同月二十九日古川淺間艦長より左の謝電を受領せり

出征艦隊に對する貴院の深厚なる決議を傳承して感激に堪へす乘員一同を代表して玆に感謝の意を表す

同日第三艦隊司令長官より左の謝電を受領せり

貴族院の鄭重なる決議に對し麾下一同を代表し深厚なる謝意を表す尙益々奮勵輿望に副はんことを期す

右可然御披露を乞ふ

同月三十日小林海軍省副官より左の如く千坂第一特務艦隊司令官の謝電ありたる旨の通牒を受領せり

貴族院の丁重なる決議に接し感銘の至に堪へす玆に麾下一同を代表し深厚なる謝意を表す

右可然御披露を請ふ

去る一日第二特務艦隊司令官より左の謝電を受領せり

再ひ貴族院の決議せられたる鄭重なる感謝に對し麾下一同を代表し謹て深厚なる謝意を表す

右可然御披露を乞ふ

從三位勳三等功五級侯爵　西鄕寅太郎君

去る四日薨去せらる依て六日弔辭を贈れり

去る五日新潟縣多額納稅者議員互選人五十嵐甚藏より同縣貴族院多額納稅者議員佐藤友右衞門君に係る當選不法の訴狀を受領せり

從三位勳二等　馬屋原彰君

去る八日薨去せらる依て九日弔辭を贈れり

去る十日陸軍大臣より左の如く出征部隊の謝電ありたる旨の通牒を受領せり

浦潮派遣軍司令官

我軍將士に對し懇篤なる謝電を辱ふし感佩の至に堪へす玆に麾下一同を代表し深甚なる謝意を表す

第三師團長

貴族院及衆議院より當師團に對し深厚なる感謝の辭を辱ふし一同感激に堪へす益々奮鬪以て其任を全ふせんことを期す

第七師團長

貴院か我軍の行動に關し多大なる讃辭と深厚なる謝意を寄せられたるは本職の光榮とする所なり

寒日々峻烈なりと雖部下將卒體軀强健志氣旺盛にして熱誠奉公の實を擧けつつあり將來益々奮勵努力以て貴院の希望に副はんことを期す

第十二師團長

我か師團隷下部隊に對し貴院の決議に依る感謝の辭を添ふしたるは將卒一同の感激措く能はさるところなり將來益々奮鬪努力し國民の重倚に副はんことを期す

關東都督

關東都督隷下部隊將士に對して鄭重なる感謝狀を辱ふし感激に堪へす玆に深甚なる謝意を表す

去る十一日常任委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

資格審査委員會

委員長　伯爵　廣澤金次郎君

副委員長　子爵　稻垣太祥君

去る十七日内閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられたる旨の通牒を受領せり

政府委員

内閣統計局長　牛塚虎太郎君

軍需局長　原象一郎君

外務省所管事務政府委員

外務省通商局長　田中都吉君

男爵　中島久萬吉君

去る十八日男爵議員補[illegible]選擧に當選せらる

同日政府より左の法律案を提出せり

大正七年法律第二十四號中改正法律案

輸出羽二重精練業法中改正法律案

昨二十日内閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられたる旨の通牒を受領せり

農商務省所管事務政府委員

戰時保險局技師　伊藤萬太郎君

臨時米穀管理部事務官　河合良成君

○議長(公爵德川家達君)　去る十八日本院議員に當選せられました男爵中島久萬吉君の席次は、男爵伊丹春雄君の次席と確定し、其部屬を第二部に定めました。

○議長(公爵德川家達君)　是より本日の會議を開きます、去る十七日公爵德川慶久君歐洲旅行中に付き決算委員を辭任したき旨の申出がございました、御異議がなければ許可を致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　付きましては第五部に於て其補闕選擧を行はれむことを望みます、内閣總理大臣原敬君。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　諸君、私は先般優力を以ちまして大命を拜し、玆に諸君と相見えまして、卑見を述ぶるは私の最も光榮とする所であります、先づ外交上に付て一言いたしたいのでありますが、日英同盟の益々鞏固なることは玆に贅言を費す迄もござりませぬ、其他締盟諸國との交際は益々親厚を加へまして、何等の故障もござりませぬ、是は私の衷心より國家の爲に慶賀に堪へざる所であります、隣邦露國は未だ安定を得ませぬ、故に今後の施設に待つものは甚だ多いのでありますが、是は誠に遺憾とする所であります、去りながら露西亞の東部地方は聯合與國の力に依りまして「チエツク、スロバーク」救援の目的並に獨墺勢力掃蕩の目的をも達しましたのであります、故に我が軍隊は同地方の秩序を維持するに必要なるだけに止めまして、其守備に要する人員を駐めまして、他は召還することに致しました、又支那の如き久しく南北の確執は解けぬのでありまず、然るに今は漸く妥協に傾きまして、不日平和會議も開かむとするが如きに至りましたのは、帝國政府は支那統一を勸告いたしました他の列國と共に、支那國の爲に其前途を祝福する所であります、之を要するに帝國政府は列國との協調を努めまして露國に對しても支那に對しても何等野心を有する者ではありませぬ、露國に對しては誠意其秩序の恢復に努め、支那に對しては將來屢々政府の聲明いたしましたる如く門戶開放、機會均等の主義を重むじまして而して日支親善の益々其堅實を加ふるの外何等他意ありませぬ、歐洲大戰爭の結果に至りましては、諸君の御承知の如く聯合與國の大捷に歸しまして、休戰と相成り將に講和會議を開いて其終熄を見むとするに立至りました、是は聯合與國と共に帝國政府の最も滿足する所であります、而して此會議には既に我が全權委員を派遣いたしまして、既に彼の地に到著いたしたる者もありまするし、又途中に在る者もありますが、帝國政府は正義人道に基きまして、公明正大なる態度を以て此會議に臨まむと欲する次第であります、次に内政上のことに就て卑見を述べたいのでありますが、之を述ぶるに先だちまして、諸君に御報道いたしたい一事は、先般高等教育機關擴

張の計畫を政府に於て立て居ることを聞召されまして、御內帑金一千萬圓御下賜の御沙汰を拜したるのでありますが、之に付きましては實に聖恩の優渥なることを國民一般と共に唯感泣の外はありませぬ、是等の詳細は追つて提出いたしまする所の法律案及豫算案に付て詳細陳述いたし且つ御諒承を得たいのであります、今回の大戰爭が我國に及ぼしました所の影響の少からざることは、玆に私が縷述する迄もないことであります、諸君の皆御承知のことであります、而して此大戰爭終熄いたして平和克復の後は國力恢復の爲に列國經濟上の競爭が激甚であらうと云ふことも亦殆ど豫期せらるゝ所であります、故に政府に於きましては糧食問題の如き目下差措き難き諸問題を處理することの外に、教育、交通、産業、國防充實と云ふが如きことに付て、苟も國家將來の發展に必要なることは、現內閣の成立日も淺くありまして、十分の施設は後年に讓るの外はありませぬのでありますけれども、併ながら出來得る限りは是が施設を致したのであります、要するに今日此一大變遷の時機に際しまして、篤と國家の利害を考慮いたしまして、政治的にも經濟的にも其處置を誤らぬことを努むる積りであります、終りに臨みまして私は今日此時局の重大なるに顧みまして、諸君の御協贊に期待すること甚だ多いのでありますから、幸に此意を諒せられむことを望みます。

○議長(公爵德川家達君) 外務大臣內田子爵。

〔國務大臣子爵內田康哉君演壇に登る〕

○國務大臣(子爵內田康哉君) 諸君、私は曩に大命を拜しまして、外務の重任に當ることになりましたが玆に諸君に向ひ政府の外交方針に關し、聊か所見を開陳するの機會を得るに至りましたる事は、私の甚だ光榮とする所でございます、顧みますれば昨年九月末「ブルガリヤ」の單獨休戰に次き、十月初め獨墺側より米國に對しまして聯合側と即時休戰を行ふ事、並に米國大統領の平和條件を基礎と致しまして講和に著手せむ事を提議したのでございますが、爾來約一箇月に亘り、米國との間に數回の交涉を重ねましたる結果、米國政府は右交涉公文を聯合各國政府に移牒し、之に對する右各國政府の意見を求めました仍て聯合諸國は若干の留保を附しまして、獨逸と休戰及講和の商議を行ふの意嚮ある事を回答する事に決し、米國政府より其旨を獨逸政府に通牒いたし、次で聯合國及米國代表者は、對獨休戰條件を議定して、之を獨逸に通告いたしましたが、獨逸は遂に其條件を受諾し、十一月十一日愈々休戰條約に調印いたしました、尙ほ獨逸の同盟國たる土耳其は、既に十月三十日、又墺洪國は十一月四日を以て、何れも聯合國に對し、殆ど降伏に均しき休戰規約を締結いたし、斯の如くして過去四箇年餘に亘り世界を震撼したる大戰爭も聯合國の全勝に終りまして、講和會議は旣に其事業に著手するに至りました次第でございます、此光榮ある結果は、一に我が協同戰鬪國に屬する各國民の勇氣、忍耐、組織力及犧牲の精神に基くものでございまして、畢竟正義の自覺が絕大なる威力を有することを證明し得ましたのは、洵に欣快に堪へざる所でございます、惟ふに今回の講和會議の目的は、單に聯合國と獨墺側との間に於ける平和を恢復するに止まらず、世界全體に亘りて、鞏固なる平和の基礎を確立し、今日に於ける戰爭を終熄するのみならず、永遠に亘りて戰爭の發生を防止せむとするに在るものと信じます、政府は此信念を以ちまして講和會議に臨みまして、此目的に貢獻すべき各般の提案に對しては、誠意聯合諸國と協力いたしまして、是が成立を圖らむことを期するものでございます、帝國と聯合諸國との國交は互に時局の發展に利害休戚を共にしたる結果と致しまして、著しく親密を加へたのでございますが、此關係に於きまして、私は東伏見宮殿下の歐米御渡航に付き、一言するの光榮を得たいと思ひます、殿下に於かせられましては、英國皇帝陛下に我が元帥徽章及元帥刀を贈進せらるゝ大命を奉ぜられまして、戰時海上の危險正に酣なるの秋に當り猶つて英國御渡航の途に就かせられ、極めて御滿足に此大命を果されましたるのみならず、更に佛蘭西、白耳義、伊太利、亞米利加諸國をも御歷訪遊ばされ、各國皇帝及大統領との御會見並に戰場に於ける將卒の御慰問等の爲に數箇月の久しきに亘りまして、極めて御繁忙なる御旅行を遂げさせられ、到る處熱誠なる歡迎を受けさせられたのでございます、私は殿下の各國御歷訪が帝國と聯合諸國との親交を厚くする上に於て、如何に適切、且つ偉大なる効果があつたかと云ふことを恐察いたし唯々感激いたす外はない次第でございます、次に露國問題に關して御說明いたしたいと思ひます、帝國は昨年八月米國政府の提議に應じ、且つ英、佛、伊、及支那とも協調を保ちまして、東部西伯利亞に出兵することとなりましたが、其當面の主要目的は、同地方に於て「チェック、スロヴァック」軍隊が、獨墺の武裝俘虜及獨墺の勢力指揮に服する過激派軍隊の壓迫を受け、形勢危殆に陷りたるを救濟せむとするに在つたのでございます、爾來帝國軍及列國派遣軍は我國司令官の最高指揮の下に、沿海州及黑龍江州方面に策動すると共に、帝國軍の一部隊が「ザバイカル」地方に進出いたしまするや、一時西伯利亞內地に孤立無援の狀態にありましたる所の「チェック」軍は忽ち共同胞軍隊及友軍との聯絡を恢復し「チェック」軍の存在を脅威したる危險は玆に排除せられまして、西伯利亞に於ける我が軍事行動の主要目的は、既に達成せられたのであります、唯此際直ちに全部撤兵を行ひますときは、地方秩序の維持に及ぼすべき影響、甚だ憂慮すべきものがありまするに依り、尙ほ當分若干の兵力を東部西伯利亞の各地に駐屯せしむる外なき次第でございますが、其の兵數は事態の發展に伴ひまして、絕對的必要なる限度に止め、苟も此の限度を超過するものと認めらるゝ兵員は、著々送還することゝ致しました、政府は露國が戰爭の初期に於いて、聯合諸國共同の目的の爲めに、勇戰奮鬪いたしまして莫大なる犧牲を供し、獨逸の各方面に對する軍事的活動を牽制阻止したる赫々たる功績を忘るゝものではございませぬ、不幸にして大戰尙ほ半なるの時に際しまして、突然露國內部に勃發いたしましたる爭亂は、遂に同國をして對獨戰爭より脫退するの已むなきに至らしめましたることなれども、露國國民の地位は誠に同情に堪へざるものがございます、政府は露國に於いて統一且つ秩序ある政府を樹立せむとする各國方面の愛國者の努力が其効を奏しまして、露國が再び大國の一として、世界の進步文明に貢獻するに至らむことを切望するものでございまして、之れが爲めには應分の援助を提供することを辭せない覺悟でございます、固より政府は露國の內政に何等干涉するの意思は毛頭有しませぬ、況や露國の國難に乘じて、領土の侵略、又は利益の壟斷を圖るが如き政策は、政府の斷じて執らざる所であります、次に私は支那問題に關し玆に一言いたしたいと思ひます、政府は支那に於きまして所謂南北兩乖離の狀態久しきに亘りて解けませず、爲めに同國の康寧を害し、列國の利益を損傷することの鮮なからざるを憂ひまして、英吉利、佛蘭西、亞米利加、伊太利諸國政府の贊同を得まして、昨年十二月二日南北雙方に對し友交的勸告を致した顚末は當時政府より公表いたしました通りでございますが、猶ほ以上の如き內訌の現狀に鑑みまして、對支借款は動もすれば內外の誤解を惹起し、延いては支那統一の促進を阻害するやうの事がないとも計られませぬ、結局日支兩國雙方の爲め不利を生ずるの虞がございますから、政府は支那國內の政局に紛糾を加ふるやうな惧のある借款其の他財政上の援助を差控へますることに決定いたしましたる次第でございます、尤も支那に於ける我が國民の財政經濟上の企畫にして隣接友好國間の特殊關係に基く當然且つ正當の成果たるものは政府に於て之を阻止するの措置を執るべきものでないことは申すまでもないことでございます、其後支那南北雙方共に干戈を戢め、速に和平會議を開催するの議漸く熟するに至りましたのは洵に祝すべき傾向でありまして、政府は支那各方面の政治家が區々たる感情の見地を捨て、法律論の末節に拘泥するやうなことなく、一に四億の民衆全體の幸福を念と致しまして世界大勢の赴く所を察し、之に順應せむが爲め速に國內の統一平和を確立し、以て支那の期待に背かざらむことを切望せざるを得ない次第でございます、我が對支方針に關しましては、往々にして生ずる無稽の風說に顧みまして特に玆に明白にせなければならぬ事がございます、即ち帝國は鄰邦支那に對しましても毫も領土的野心を有せざるは勿論、有形無形共に支那の正當なる國利民福の發達を阻害するが如き何等の行動に出でむとするものではございませぬ帝國は從來屢々聲明せる如く支那の獨立及領土保全を絕對に尊重し、商工業上の機會均等門戶開放主義を恪守すると共に、日支兩國の永遠且つ眞實なる諒解親善を齎らすべき公正共益の方針を基幹と致しまして鄰邦に對する我が友誼を盡し支那が光輝ある發達を遂げ、國民全般の幸福を增進することに力を致さむことを期して居ります、從つて又歐洲講和會議に際しましても帝國は公正友好の精神を以て支那關係の問題を措置したいと云ふことは最も深く顧念して居る所でございまして、彼の膠州灣租借地の如きも帝國政府に於て追つて獨逸國より其自由處分權を獲得するに至りましたならば、大正四年五月二十五

日山東省に關する日支條約關係交換公文の條項を遂行いたしまして、該租借地を支那國に還附すること勿論でございます、將又日本は其經濟的生存上直接間接支那の豐富なる資源に俟たねばならぬものが多々ありまして、此點に付ては支那朝野が我方との隣接友好の關係を尊重し、特別懇切なる援助を吝まないことは私の確信する所でございます、是と同時に支那一般の康寧福祉の爲め必要なる財政經濟上の援助は勿論、其他事件の大小性質の如何を問はず、苟くも支那全般の利福に貢獻し得べき支那國民の正當なる希望は帝國に於て率先是が達成に助力するに躊躇いたしませぬ、終りに國際政局の大勢に關しまして私の所感を一言いたして諸君の御考慮を求めたいと思ひます、今や獨墺勢力の潰滅と共に世界は一大革新の道程を進みつゝありまして、此運動の根柢たる理想が正義に基く恒久の平和を確立せむとするに在ると云ふことは敢て多言を要せないことゝ考へまするが、是は實に帝國傳來の國是に合致するものでございまして、元來帝國は正義と平和の公道に依り國家の自由なる生存發達を遂げ、世界の門戸が帝國の適法且正當なる活動に向つて開放せられむことを求むるの外、何等他意あるものではございませぬ、公平に帝國の歷史を觀察する者は必ず前述の根本要義が終始帝國外交の方針を支配いたして居ることを認識するに躊躇せないことであらうと信じます、國家の運命は永遠なものでございまして、侵略主義又は權謀術數的政策は結局國家百年の長計に大害を貽すに止まり、國家の威信を永遠に發揚する所以のものではございませぬ、故に政府は此確信を以て公正なる對外政策を遂行せむとするものでございます。

○議長(公爵徳川家達君) 是より通告順に依りまして質疑を許します、仲小路廉君。

〔仲小路廉君演壇に登る〕

○仲小路廉君 唯今は政府の施政の御方針に付きましての御説明を拜聽いたしたのであります、之に關聯を致しまして、此際國民の生活上最も重要な關係を有すると存じまする食糧の問題に付きまして、當局大臣の御説明を煩はしたいと存ずるのであります食糧の問題は極めて重要な問題でありますると同時に其關係は極めて複雜であります、故に當局大臣に於かれましても定めて種々御辛勞のあることゝ存じまする、此點に付きましては私は深く御同情を致すのであります、去りながら私も亦茲に職責上、是非政府の御所見を承つて置きたいと存ずるのでありまず、先づ第一に私の伺はむと致しまする點は、現政府に於かれましては食糧、殊に米價に付ては一定の方針の下に之を調節せられる御積りでありまするか將た歷々世に傳へらるゝ如くに、自然に放任をする絕對に不干涉、或は自然に順應すると言つて、唯自然の成行に委せ置くと云ふ御積りでありまするか、唯今總理大臣の御演說中にも歐羅巴の大戰以來、我が經濟方面及社會の方面に對して種々たる變調を來して居つたのであります、唯今こそは平和の曙光も見えて參つたのでありまするが、今より數箇月前までは實に歐羅巴の大戰亂は白熱の狀況でありまして、或は陸上に海上に種々の破壞が行はれ、遂には露國の紛擾と共に我亦西伯利亞に兵を出すことになり、其の行末は如何に成行くであらうか、一般の人々は甚だ之に對して憂慮を致した、斯る際に於いて食糧の問題に不安を告げますることは、是れは社會上實に容易ならぬことであつたのであります、戰爭の際には各種の物價は自然に騰貴を致す、是は已むを得ぬことであります、其騰貴の儘に打委せましたならば、實に社會の生活上には少からぬ苦痛を感ずる、就中中產以下の人々は物價騰貴に基いて甚しき困難に陷るのであります、昨年春の議會に於ても既に衆議院に於て各派共に此狀況を觀て、孰れも物價の調節を必要として、政府に於て然るべき畫策經營を爲すべしとは、殆ど衆議院に於ける滿場の意見として建議されたのであります、此等內外の情勢に依りまして、出來得る限り各種の施設經營を遂げて成るべく此物價の暴騰を來すことを抑止いたしたいと存じたのでございます、此施設經營に對しましては一部の人々に於ては種々に批難を致し攻擊も受けたのであります、併ながら社會全般の爲には換へ難い固より一部の人々に强ひて不自由を感じさせやうとも思はない、窮屈に致したいとは思ひませぬが、一般共同生活の爲には換へられない、それでありまするから種々の批難攻擊を受けたに拘らず、深く信ずる所に依つて是非とも其目的を貫徹いたしたいと存じたのであります、當時種々の批評、中には妨害に類することまでありましたけれども、實際に於て米價は定期に於て二十八圓は出させなかつた、又白米は一圓に對して四升乃至三升は缺かしめなかつたのであります、偶々八月の十日騷擾前後に於て米價が遂に三十二三圓以上に達することになりました、是は實に容易ならぬことゝ存じまして、此に緊急勅令の發布に依りまして米穀收用令の施行を見たのであります、此收用令の規定に依りまして、九月の四日よりは三十圓、九月の二十日よりは二十八圓と買收價格を決めましたのであります、此施行は極めて顯著なる效果を奏しまして、再び米價は二十八圓以下に下り、又白米は一圓に三升以上となつたのであります、然るに九月の下旬十月の始に於て內閣の更迭此際も中外の狀況に鑑みまして成るべく平穩無事の間に事を處することを必要と存じまして、尙ほ後任の大臣に對しましては米價の問題は他の政治問題とは異なり、全く社會共同に關する問題であります、從前の成行及將來の計畫を具さに披瀝し、成るべく社會の爲に安定を得るやうにと切に希望を致したのであります、然るに新大臣御就任以來直接間接に政府の方針は自由放任、絕對不干涉と云ふやうなことが屢々傳へられる、遂には極めて功妙なる辭令の下に取締令、收用令等は之を天下の寶刀と看做して深く之を筐底に藏する、此意味は殆ど此等の制度は使用を致さないと云ふことを聲言されたのであります而して一面に米穀の關稅撤廢と共に外米管理の制度は之を廢止して商人自由の輸入に任せる當時私は此點に付て甚だ遺憾に思つた、取締令及收用令、何れも必要あつて制定されたるもの、一は緊急勅令に屬し、他は昨年の春の議會に於て議院に於て討究審議も盡されたのであります、何れも其必要ありとして存在して居るもの、儼乎として存在して居る國の制度は、憲法政治に於ては何人も之を尊敬し服從するの義務がある、國務大臣と雖も亦然り、唯行政上の裁量に依りまして、緩急を圖つて其施行の宜しきを得ると否とは、是は固より行政上の裁量であります併ながら現在存する國の制度を絕對に使用をせぬ、斯樣なことは言はれべき筈でないと存ずる、加之ならず其の實際に及ぼしたる影響はどうであつたか、投機に依つて暴利を貪ることも、殆ど天下に公許されたやうな感じを、一般に與へはしなかつたか、仲買人より遂に小賣商人に至るまで、天下晴れて斯る事が行はれ得るものだと云ふ感じは致さなかつたか其結果十月十一月十二月一月、謂はゆる新穀出盛りの最中の米價は一年內に於て最も低價を告げべき其時に際して、今日米價の狀況は如何でありませう、爾來暴騰に次ぐに暴騰を以てし、其末其狀況を以て本年六七月以降のことを考へますれば、誠に寒心に堪へない狀況である、況や漸次不景氣の襲來に伴うて、或は失業者無職業者も漸次輩出する今日、今に於て相當の計畫を立てなければ端境期の以前に於て如何なることに立到るや、誠に憂慮に堪へない次第であります、政府に於てもまさかに此の狀態を、之を此儘に打棄て置かるゝことはない、果せるかな近來に至つて或は豆類其の他の雜穀澱粉の輸出を禁じ若くは制限をする、或は外米の建米の制度を立てると云ふやうなことを屢々耳に致すのであります、是等の結果は如何になりますか、どう云ふことになりましやう、私は是等のことも全く其效ないとは申しませぬ、併ながら豆類を始め其他のものは實に生絲に次げる農產物として我が必要なる輸出品であつたのであります、出すべきものは之を出して必要なるものは更に之を入れると云ふ道を採るが必要ではないか、兎も角も今年の狀況に於て米穀に不足を告げて居ると云ふことは、當局者も屢々明言されて居る所であります、果してそれであるとすれば、茲に不足の補充をなすだけの外米は、一日も速に之を入れる道を立てなければならぬのではありませぬか、又多量の外米が這入れば强ひて投機の目的たるべき建米、外米代用の制度を立てなくとも、自然に調節の目的は達する、若しも多數の外米が這入ることがなかつたならば、縱しや外米代用の制度を立てゝも、唯其實際に於ては何等の效果を見ないことになる、投機の目的の範圍を廣くしたに止まりはせぬかと存ずるのであります、果して政府に於て此際外米の輸入を必要とすると云ふ御意見でございますれば、之を輸入せしむるに、單に商人をして營利の目的物として輸入せしむることを以て、我が目的を達することが出來るかどうか、一日も速に多量の外米を輸入する必要があるとしますれば、是は全く公益……營利の觀念を去つて、我國民一般の爲に物資の豐富を圖らねばならぬ、果して然らば此事は全く政府の手に於て爲すより外に道はなからうと思ふ、又先刻總理大臣の御演說中にもありました如くに、戰時以來社會の狀態には誠に相容れない二の關係がある、一は戰爭の爲めに誠に好都合の……都合の好い地位に立つて居る、意外の幸運に浴して居る、他の一面に於いては戰爭の爲めに物價騰貴其の他に於いて甚しき不幸に沈んで居る者がある此の機會に於いて出

來得る限り利益を擧げるも宜しいのであります、其擧げた者は其幾分を以て國家に納付するも當然なことであらうと思ふ、畢竟戰時利得税はそれより起つたものに相違ない、果して然れば不幸の者に補助をなす、下級官吏の補助も補給も至當でありませう、獨り困難を告げるものは下級官吏ばかりではない、一般の人々も困る今日でありますから、此處には政府の力に於て相當の補助補給をなし、多量なる外米を輸入を致し出來る限り低廉の道を以て一般に供給の道を開くことは、之に依つて將に釣上がらむとする一般米價の低下を促す基となるだらうと思ふのであります、其次に承つて置きたい事は米價に對する根本の御方針であります、今日以後は或は勞働問題の解決、勞銀勞働保險に渉ること、是皆一日も速に解決を致さねばならぬ問題であると思ふのであります、是等の問題の解決には其根本となるべきものは全く生活費の問題であります、此生活の基礎となるべき米穀の、或時に於ては一石の價十一二圓、數年ならずして或は四十圓に至り五十圓に至る、斯の如く動搖常ならず、十一二圓の米價暴落の際には農村は甚しき悲慘の狀況、遂に地方農村荒廢の慘狀をも見るのであります、又四十圓五十圓となりますれば一般の需要者は甚しき困難をする、斯の如き浮動常ならざるものは殆ど他に其例を見ないのであります、是程社會組織に於ける大なる缺陷はないと思ふ、故に之に付きましては、せめて米價を相當の程度に止めるだけの大なる政策は樹立されなければならぬと思ふ、是より後に、或は土地の利用、開墾開拓と申しても農家はまるで生活費にも行かぬことにして置けば、如何に開墾開拓を奬勵しても其結果は擧げられない、又分外の暴騰を來せば、一般の人々は甚しき迷惑を感ずる、何れに致しましても此根本に於て一定の標準を得るだけの制度の樹立は無くてはならぬと思ふ、蓋し國民經濟調査會の設置も、其必要であると存ずる、是等の國家社會に對する大なる制度の樹立に付きましては、茲に憲法政治、立憲政治として最も重んずべきは責任であると思ふ、果して然らば是等の重大なる問題に付きましては、宜しく責任を有する政府に於て、一定の提案を立てられて、然る後に諮詢に付せられて然るべきでないかと思ふ然るを政府よりは提案なくして、唯々調査會の調査起草に任せると云ふことは、是は立憲政體の今日に於て、果して責任の所在を明瞭にするものでありまするか、又是に付きまして政府に於て定めし一定の御方針があると思ふ、斯う云ふ實業經營を以てやると云ふ御積りがあらうと存じます、願はくば此際他の根本問題に對して、政府が御懷抱になつて居りまする意見を、拜聽することを得ましたらば甚だ喜ぶ次第でございます、私は最後に一言申して置きたいと思ふ、今日は各種の問題に付きまして、最も政府の努力を煩すべき時、或は社會問題と云ひ、社會政策と云ひ、各種の事皆政府が盡力を致されねばならぬことゝ思ふ、斯かる時期に於て全く自由放任、全體に對する絶對の不干渉、是は今日の時勢とは相容れ難きことゝ存じます、定めし政府の御眞意も左樣な御趣意ではないと存じます、此際明かに政府の御懷抱になつて居りまする御意見を、拜聽いたしまして一般に對しましても、是等の疑惑を解くことが出來ますれば、甚だ仕合せに存ずる次第であります、茲に此數點に對して當局大臣の御說明を煩したく存じまして、茲に登壇を致した次第であります。

○議長(公爵德川家達君) 山本農商務大臣。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君) 唯今仲小路君より細々と此米價の問題に付き御質問がありました、私も昨年の九月の末に至りまして、農商務大臣の榮職を拜しました、其當時に於きまして、八月の暴動に續きまして、米價のことに於きましては、國民擧つて不安の念を起しまして、恟々たる有樣の間に此現職に就きまして、此處置に付ては如何にするかと云ふことは、非常なる重い任でございまして、晝夜苦心して案を立てたる次第でございます、前農商務大臣仲小路君より引繼を受けまするときに於きましても、御本人の申さるる如く實に親切丁寧なる其處置方に付て引繼を受けました、如何にも其當時に於て苦心の有つたことは歷々と現はれて居りまして、御本人に向つても二年有餘の間、此米のことに付て非常に御苦心になつて、如何にも御察し申すと云ふ言葉を以て私は御別れをして、さうして引繼をしたのであります、爾來此米に付て考へまして、執つた方針は第一に此穀類收用令、第二には暴利取締令でございます、此穀類收用令なるものを緊急勅令を以て八月の末と記憶して居りますが、發せられました、而して米を買入れて、さうして廉賣、廉く賣りました、併ながら其間に於ては各府縣に指定商人を以て派出して、矢張り其時に相當なる時價に於て政府は買入をなしたのでございます、而して其ものは政府が損を致しまして廉く賣拂つたのでございます、前の內閣に於て穀類收用令は發せられましたが、一度も是は用ひなかつた、法律を發布しましただけであつて、收用令は一も用ひなかつた、而して米を約五十萬石と云ふ見積を以て、各府縣に於て買入れましたが、兎角各府縣に亘つて買入れますと云ふと段々段々値打が上りまして、遂に買入値段は四十二圓三圓と云ふ如き價を以て買つたのでございます、而してなか／＼此買入はむつかしくて、五十萬石と云ふ豫算を以て買つた物は、遂に三十有餘萬石ほか手に這入らないと云ふ狀況であつたのでございます、而して又東京京都大阪神戶の如き所に於て廉賣の道を開いてやりましたが、是以て廉賣をしますと云ふと其日に限つて買ひに來る、どうも日々實に多くの人が買ひに參りまして、迚も需要に應ずる段ではないのであります、買ふ物は容易に手に這入らず、買へば益々高くなる、賣る物は益々廉く賣らねばならぬと云ふことに相成りまして、遂には買入れた物に於きまして、時に政府は一千萬圓の豫算を以てやりましたが遂に三十萬石以上に於きまして、廉く賣つて、それが爲に彼れ此れ四百萬圓と云ふやうに記憶して居りますが、それだけの國費を使ひましてやつたが、今の通りになつたのでございます、而して時はどうかと申しますと云ふと、九月の末、十月に入りまして追々と端境期を過ぎまして、もう既に東北の如き早い米は、新米が追々出來て來ると云ふ如き事情の下に在つたのでございます、そこでありまして統計を取りますと云ふと、東京に於いて日々五萬俵の消費を致します、其の日々五萬俵の消費の中に政府に於いて約二萬五千俵、半分近くのものを賣つて居りましたが、どうも日々需要が多くて、十月の初めに於きましては、當局者が調べて見ますと云ふと、もう其の半月、十月の初めに於いて十三四日までほか廉賣をする米は東京に於いて無いと云ふやうな有樣で、買はうにも買ふことが甚た困難で、又廉賣をして見ると云ふと、どうも今言ふ如く日に一萬二三千賣ると云ふと二週間足らずで以つて、米は切れると云ふ狀態であるのでございます、そこで又一方の商賣人はどう云ふ有樣であるか、政府が地方に行つて買入れる、買入れる爲に商賣人の方は手を控へる、政府は各府縣へ手を廻はして高いものを買つて來るが故に、商賣人は其向うを張つて自身が買入れましても遂には引き合はぬやうな狀態に陷る、買入れる時は高いものを政府と爭つて買ひ、賣る時は政府が廉く賣つて來るからして、自然に商賣人は手を控へたのであります、そこであります故に政府が續いて之を爲し得るものならば宜しいが、今申す如き狀態であつて、さうして商賣人の方は自然に控へると云ふことになりました故に、此儘に行きますと云ふと或は恐る、政府の其廉賣の品物が無くなつた時に俄に高いやうな事が起りはしまいかと云ふ樣な事を非常に恐れる如き狀態であつたのでございます、而して時はどうかと言ひますと、此廉賣と云ふ如き事は端境期に於て米の無い間に爲すべきことで、之を無限に爲すことは如何に政府と雖も餘程困難なる事と私は信じたのでございます、さう云ふ場合であります故に、或る時期に於て是はどうしても自然に政府の廉賣の方針を縮めて、さうして商人の方が自然に買入れ、賣ると云ふ方の途を開かなければ之を續くることは困難なりと認めたのでございます、それ故に二萬二千俵餘りのものを日々賣るものを漸次に二萬俵とし、又は八千俵とする、七千俵とする如き狀態で、段々政府の廉賣の數を減じまして、而してそれと同時に商賣人の手が段々進んで、而して此政府のやり居る間を繼いで其間に酷い反動の無いやうにと云ふことを苦心いたしまして、而して此十月の初めに於きまして、政府が自ら買入れてさうして賣ると云ふ、其買入れ、廉賣のやり方と云ふものを打切りに致しまして、東京、京都、大阪、神戶の如き、廉賣を開いた所では今申す如き方針を執つた次第であります、それから此暴利取締令でございます、暴利取締令も時に取つては必要であると云ふことは、私も十分に承知して居ります、併し是は濫に此利器を用ふると云ふことになりますと、又物に依つては非常なる害が起きるものである、それ故に是は容易に用ふべきものではない、斯う云ふことを、かねて此暴利令を發布されたる當時より私は思うて居つたことであります、それ故に此暴利令に於ても成るべく此利器は收めて容易に用ひないと云うた方が施政の方針として適當なりと信じました次第でございます、そこで暴利令と言ひますが、其暴利令なるもの

は米に向つて多く用ひたので、或は米の買占めが起る、某は此米を買占める故にそれを戒飭する止めるとか言ふ如く、多く米に用ひたのでございまして、前内閣に於て用ひましたものも第一に岡某と申しますか、岡半と俗に申します、其岡半を暴利取締令に付て戒め、後に至つて新聞に現れて居ります者は、将貫と稱へます、それに向つて戒飭を加へましたのでございます、斯の如き事をやりまして、成るほど此効き目でありますか、米は定期に於て上らむとして下り、上らむとして下りして、兎角、此の定期は下つて來る傾向を取りました、併し實際の現物に於ては、此定期と伴はない相場が起きたのでございます、甚しいのは八月九月頃に至りましては、定期は二十七八圓であるが現物を買ふと云ふと四十圓餘りと云ふ如き價を見たので、即ち政府が買入れる現物は四十圓餘りのものがあつた、さう云ふやうな事を生じまして定期の價と現物の價とは非常なる差が起きまして一時は十圓餘りの差を見たのでございます此所では或は遠方で御分りになりますまいが茲に於て一月から十二月までの定期と現物との表を造つて始終心配して之を座右に置いて居りますことでありますが、其七月、八月、九月、十月、之を見ますると此線が定期でありまして、此線が現物であります斯う現物と定期の差を起したのであります、そこでありまず故に元來此米を廉くすると云ふものは定期の唯差金で賣買をして居ります定期を安くすると云ふ事は、それに此現物が伴ふて來ませぬと、折角いたしましても効能が甚だ乏しいのでそこで今のやうなる定期なるものは、或は米の所有者が定期で賣り或は必要なるものは定期で買ふ而して月末に至つたらば相當な受渡しがあつて、現物と定期と云ふものは略々匹敵する所に於て月末に於ては現物を渡し、或は取る者は現物を取ると云ふことで以て定期と此直物との間が近付いて來て、初めて効を爲すものと承知して居ります、然るに今の如く此定期を色々に戒飭いたしました結果でありますか、兎に角現物と定期と著しい差を起しまして、常に六七圓多きは十二三圓と云ふ所まで參りました故に、四五六七八九總て此月の間に於ては東京の取引所に於て、或は大阪の取引所に於て殆ど此間に現物の受渡がないので偶々ありました所が數千石、數百石であつて、本當の取引と云ふものは其間には、殆どないと云ふ如き狀況を呈したので、從つて此定期と現物と伴つて來る、定期と現物と伴ふて來る故に地方から米を東京なり、大阪なりの市場に持つて來て、それを賣る、是が定期が實際より安い、安い爲に品物の來る物がなか〳〵來ない、御承知の如く東京なり、大阪なりの現物が甚だ少くて、非常に不安の念を生じて來たと云ふことが、外の原因もありませうが、定期に掛けむとしても定期が安くて、現物が高い故に定期に掛けるものがないやうな有樣になつたのでありますそれ故に私は此米を買占める者に對して暴利令を用ひてやると云ふことは、實際に於て當を得たものであるか如何と云ふことに付ては、大いに疑を持つたのでございます、そこで先づ斯の如きことは唯人爲を以て買ふ者を取つちめるとか、賣る者を奨勵すると云ふことをしても是はない〳〵さう容易く米の價と云ふものは意の如く行くものでない、或る點に於きましては、矢張り自然の調節に依つて來た方が、米を集める上に付ては利き目がなか〳〵あるだらうと云ふことを信じました次第で、それ故に私は此方に於ては暴利令の取締に付ては之を一つも利用いたして居りませぬ、そこであります故にです、十月から此方は段々此定期が上つて參りました、仲小路君の言はれる如く二十七八圓から上りまして、三十二三圓、今日は三十七八圓になつて居る、併し現物は如何にあるか、現物は如何にあるかと申しますると今日此各府縣、全國に於ての表を調べました所に於きましては、平均に於て米の中米が四十圓七八十錢に玄米が居るのでございます、昨年の十月時分の四十二圓何十錢と云ふときに比べますると約二圓程、其高い當時から見ると現物が下つて居る、併し定期は上つて來て居る、定期は今日三十七八圓、或は九圓と云ふ如きことになりまして、現物と定期との間は餘程幅が近くなつて居る、今まで斯う廣がつて居つたのが、一方の定期が段々上つて來る、現物の方が段々下つて來ると云ふことは言へませぬが、今の如く現物は高いときより二圓程下にあると云ふことで、其間の幅を寄せて參りました、さう云ふやうなることになつて居るのでございまして、そこで此事に付て山本の談話として諸方面に現れて居りますことは先づ現政府に於ては暴利令、或は收用令の如きものは實に是は必要なるものである、今日の如く變遷の激しいときに於ては何時斯の如きものを用ふるか知れない、必要である、併し是は濫に用ふると云ふことは餘程考ふべきことである、故に私は是は如何にも寶刀とし、正宗の刀として容易に拔かぬ、併し必要があれば何時でも拔くので、決して此事を廢したのではない、必要と認めますれば何時でも拔きますが容易に拔きませぬと云ふことを世の中に高言いたした次第でございます、何も之に付て自由放任色々のことを申しますが、私は之を投げやりにして米が高からうが廉からうが、知つたことはないと云ふ氣には如何にしてもなれませぬ、今日まで三箇月有餘在職して居りますが、一日として、一夜として此米の價格に付て注意しないことはありませぬ、又氣に掛けぬことはありませぬ、靜に夜寢ましても、ふと覺めれば常に米は如何なるかと云ふことを常に氣に掛けて居る次第でありまして、如何にしたならば是が下つて、安定を來すや否やと云ふことは人に讓らぬ程考へて居る心得でございます、併し唯今の如く收用令を用ひ、暴利令を用ひて來た所が、動もするとそれは反對を來すやうなことがなければ宜いがと云ふ唯自然の考よりして却てそれに依らずして下げる途がある、安心する途があるならばと云ふに外ならぬのである、而して第二には此政府に於て外米を自ら取扱ふと云ふことを控へて、さうして各商人に自由に賣買を許すことに致しまして、それと同時に緊急勅令に依つて關稅一石二圓五十錢の一時停止を十一月に致しました、斯く致しましたる所以は丁度十一月の初でございまするが、其時に於て第一に政府の新米の豫想は如何にあるか、政府に於て年年第一回、第二回と各府縣に依つて調べましたる統計の報告を致しまする、其第一の報告の時に當りまして、米の豫想高、いつに無い豐作の豫想が統計の上から表はれたのでございます、それは五千八百九十萬石、平均五千四百萬石前後のものが、五千八百九十萬石と云ふが如き非常なる豐作の豫想が統計に於て表はれたので、其後九月二十二日、三日頃になつて暴風雨が起つて來ましたが、何しろ今申す如き狀態になつて來たから、縱令其時不足であるとも元が斯の如き豐作であれば、日本は結局豐作であるだらうと云ふことであつたのでございます、それから第二には外國に於て米はどうする、是まで蘭貢、東京、或は西貢と云ふ如き所より外米が這入るのでありまして、是は毎年の表で見ますると云ふと、蘭貢よりは日本の石數にして約千五六百萬石が年年輸出がある、其外西貢と云ひ、東京暹羅と云ひ合せて見ると是れも千四五百萬石が出るのでございまして、先づ三千萬石前後は外國より米が出て參る故に、商賣人の働きに依つては此中から日本の不足額を取ると云ふやうなことは餘り難いことでもあるまい、而して其時に豫想しました所では先づ日本の不足するものは四五百萬石位のものならば十分であるだらう七年に於ては政府が買入れましたものが三百三十萬石買入れたのでございます、其外商人より入れましたものを合して四百萬石位になつて居ります、それ故に内に付ては斯の如く米が能く出來て、而も朝鮮に於ても非常なる豐作である、臺灣も先づ並より少し良いと云ふ報告であります、そこであります故に之を政府がやるよりも、商人の手で算盤を以て入れる、而して政府は成るだけ此關稅の撤廢をなし、或は船が不足と云ふならば、船舶の成るたけ交通の自由に出來るやうになし、又融通の付かないものは成るたけ正金銀行の如き或は臺灣銀行の如き、それぞれ特殊の銀行を以て成るたけ商人に融通を與へ、さうして出來るだけ自由に之を流れ込むことに骨を折つたならば、年に四百萬五百萬の米を入れると云ふことは相應に出來ることである、又現に表の上で見ても日本に五百萬餘の米が這入つて居ることは是まであるので、既に昨年ですらも四百萬石這入つたのであります、そこで今年も行くだらうと云ふ私は考を起したのであります、果してさう云ふ風になりますれば、内に付て米も相當に出來、又外に向つて三千萬石有餘の米が自由に出る場所があるならば、其間に付て商人が四五百萬のものを持つて來ることは出來るだらう、然らば關稅を廢して、之を商人に今申すが如きことで十分に便利を與へたならば、却て利き目がありはしないかと云ふ考を起しましたのでございます、それ故に議會の始まりまして諸君に御協賛を願ふ暇もなく遂に之を緊急勅令に訴へました次第でございます、是も決して世間で申す如き私が放任であり、如何にして自然に唯棄てゝ置けと云ふ不親切な考を有つて居る譯でありませぬ、斯くしたならば、却て米は這入つて來、安定を來たしはしまいか、其方が目的を達する上に於て宜からうと云ふ考を有つて居つた次第でございます、若し政府に於て人爲的にした方が宜い、米も安くなる國民の安定

を來し、食糧問題に最も宜しいと云ふ考を起すならば、私は前の内閣よりもより以上の干渉もしませう、でありますが、斯くしては却て宜しくあるまいと云ふ考を其時に於て起したる次第でございます、十一月の初より以來、商人の手で這入りましたるものが遞信省の船舶の用意、色々なことで以て屆出でたる石數が百二十數萬石、今日既に昨年の十一月、十二月、一月の今日と云ふまでに屆出たるものが今申す如き、石數になつて居りまして、又其外新米が出來ましたならば人民の手が之を契約するものも追々出來るものと心得て居る次第でございます、若し玆に到つて政府の思ふ通りに行かないと云ふ時に到りましたならば、又いつでも之を充實すると云ふ覺悟はして居る次第でございます、其時より唯事情の違ひました事で豫め申上げて置くのは内地の米に於て初めに五千八百九十萬石と云ふ豫想が第二の十一月……十一月頃の第二の豫想に於ては是が五千五百七十萬石、殆ど三百萬石違つて參りました、それが十一月の第二の豫想でございます、それから今度は全國に於て收穫をして初めて實際是だけ這入つたぞと云ふことを告げて參りますのが本月の末、二月の初めになりますが此の時に至りまして此第二の豫想が果して豫想通りであるか或は增減があるかと云ふことはどうも分りませぬ、けれども第二の豫想は今の通り違つて參りました、第二に外國の或は蘭貢、西貢、東京の如きものが、自由に外國米が出て參りましたのが、是が不幸にして印度が不作であり、其他の原因もありませうが、輸出を禁止又は特許制度とする、さうして今日新米が追々出ると云ふ此の一月の末から二月、三月、四月、五月、此の間新米が出て參りますが、其の時に於いて今日と雖も未だ輸出の禁止を解かれぬところもありますが從つて西貢東京などに於きましても、どうも佛蘭西政府より兎角輸出に付て自由に許可せないと云ふやうなことが起りました、それ故に政府は怠りなく此の關係の政府に向つて何とか此の輸出の解禁になるやうに、日本に米の來ることを自由にして吳れるやうなことを怠なく掛合つて居る最中でございます、それか此の十一月の時に於てやりました時より違つたる狀態であります、是も序に申述べて置くのでございます、今の米の如何にも高低の激しいと云ふことに向つては、御同然に是に國民の兎角不安定の甚となつて憂慮に堪へない所でございまして、此ものを統一すると云ふことに付きましては出來るだけのことは盡さなければならぬのでございます、唯今日は如何に歐羅巴戰爭の爲に非常なる經濟上に激變を來たして居る、宜いことから申しますと戰爭前には日本には正貨が四億萬前後であつたものが十四億十五億と云ふ正貨を取り、十億餘りの輸出入が今日三十億以上と云ふ如く、輸出が超過して非常なる商賣上に起り……經濟上に於ても大激變を起して居る次第でございます、從つて諸物價の騰貴も何しろ通貨に於て四億前後のものが今日八億九億と云ふ如き增加を來たす如き經濟上の狀態になつて居ります故に此ものが如何に安定を來たすかどうかと云ふことは此後に於きまして實に氣遣ひに堪へない、又如何なることが起るかと云ふことは常に心得て居らなければならぬことであります、故に今も申す穀物收用令に於きましても、暴利取締令に於きましても又外米管理令に於きましても、是は何處までもそれは有効に活かす、さうして行くと云ふ心得でございます、收用令に向つても事後承諾を求め、外米管理令に於きましても事後承諾を求めまして、何處までもそれが必要としましたならば、即刻施行すると云ふ心得を有つて居るのでございます、昨年の此米の商人に輸出を自由に許しましたときに於ても、先づ商人の手でやれるだけやつて貰ひたい、而して是で思ふやうにいかなかつたならば、何時でも外米管理令を以て政府は適當の處置をする、此利器にはどこまでも握つてさうして安定を來たすことを圖らなければならぬと云ふことで、是も事後承諾を仰ぐ積りでございます、餘り長くなりまして或は仲小路君の御質問に對しまして要領を得ないこともあらうと云ふことを氣遣ひます、氣遣ひますが、私は唯自身にどうしたならば安定を來たすであらうか、物資の供給を圖られるであらうかと云ふことを頻りに氣遣つて、而して考を起したことでございますが故に、唯是までの私は斯の如き心得を以て斯の如く行ひましたと云ふことを申述べる次第でございます、尙ほ之に付て足らぬ所もありますならば何時、又何遍たりとも罷出まして出來るだけの御答を致す心得でございます、是は如何にも黨派とか政派とか云ふやうな問題ではございませぬ、容易ならぬ國民全體の事でありまするが故に、どこまでも或は諸君の御意見、御質問に於て或は伺ひ或は御答をし、どうか之に付て安定を得る如き途を執りたいものであると云ふより外に他意はございませぬ、左樣どうぞ……

○仲小路廉君　唯今農商務大臣より極めて懇誠に且つ詳細な御答辯を承つたのでございます、唯其答辯中には多くは既往に於ける事柄に付ての辯明が詳しかつた、其點に於きましては多少事實の上に於て異なれることがありはせぬかと存ずるのでございます去りながら此既往のことを今日強ひて此席で彼是れ申す必要はないと存じます、唯必要なのは今日目下に迫つて將來をどうするかと云ふことで、唯今御辯明中に斯う云ふことを承つたので、昨年の十月及十一月頃の事情とは今日は餘程事情を異にして來た、昨年の十月、十一月頃に考へた事とは此事情の變化に伴うて多少考を變へて此場合に應ずる手段を執る積りである、從つて暴利取締令も收用令も外米管理の事も、是れ皆必要なる事柄と見て其場合には之を實施することに怠らぬ積りである、斯う云ふことを承はることが出來ましたのは私の甚だ喜ぶ所でありますから、それに付きましては殊に今日の場合でございますから、外米の輸入のこと、是ほどう致しても政府の御力に依らねばならぬと存じます、此事が多量に輸入が出來ますれば一般の安心を得ますることも尠からぬことゝ存じまするし、又それ等の問題は全く國民生活に關する問題でございますから、他の政府問題とは異にして官民共に此點に盡力いたすは當然でございます、故に一日も速に政府に於て方針を立てられまして、國民の安定をなし得ますだけの多量の外米の輸入の出來ます途を講せられむことを希望いたします、尙は第三の點に付て政府の根本問題に關する御趣意の在る所を承はりたいと存じたのであります、此點に付きましては唯今御說明がなかつたのであります、併し今日は尙ほ他に質問者もあると存じます、餘り此事に時間を費すのは甚だ恐縮を致します、此點は何れ又相當の場合もございませうから其時に政府の御趣意の在る所を詳しく拜聽したいと存じます、先づ今日は差控へます。

○議長（公爵德川家達君）　服部一三君。

○男爵石黑忠悳君　唯今の農商務大臣の演說に付きましてちよつと質問がございます。

○議長（公爵德川家達君）　通告順に依りまして質疑を許しましたから、通告せられた御方が濟みました上に願ひたうございます。

〔服部一三君演壇に登る〕

○服部一三君　私も米の問題に付きまして御尋ねしたいと思ひます、米價の高下すると云ふ事は是は單純に米ばかしに付て論ずる譯にはいかない、他の物價が高くなれば從つて米も高くなると云ふ事も是も已むを得ない次第である、又米などの如きは譬に依つて餘程上り下りをする事があるものである、現に大隈内閣のときに米は十二三圓にあつたが、其時は確か五千七百萬石内外の產出高であつたかと思ひまするから、今日の產出高と僅か二三百萬石の差である、唯僅か二三百萬石の差でありながら、一方は非常に安うなり、一方は非常に高くなると云ふやうに譬で餘程高下と云ふものがあるものでありまするがぢや、米の價が高くなり、又或は米が不足であると云ふ事からしての一般の人民の不安の心に對しては政府に於ても此際餘程御注意にならぬといかぬと思ひます、そこで私が唯今御尋ねしたいと思ひまするのは、何故政府に於ては、速に本年の米の產出高は凡そどれだけである、從つて不足は……此需要に對する不足は、どれだけであると云ふことを示し、其上に此不足と云ふものがあつても決して生活上不安を生ずるの必要はない、それには人民が斯々の考を以て處理すれば決して不安の念を起す必要はないと云ふ事を、早く御示しになることを何故なさらないのであるか、唯それだけ申しますると意味が甚だ明かでないでありませうが、先刻も農商務大臣の御話のありました通り、昨年の米作は凡そ五千五百萬石内外である、是は御調査になつたら或は三百萬石まで減るかも知れないが、凡そそれであると云ふことを御話になつた、さうすると蓋し五百萬石から或は千萬石も、高く見ればそれだけ不足を補ふことが出來さへすれば是で十分であるのでありますが、米に付ては外國から入れやうと云うても、今も御話がありました通りに、佛蘭西の政府も、英吉利の政府も今日では輸出を許さない、確か西貢などの方に於ては政府の許可を受ければ許すと云ふことになつて居るかと聞いて居りまするが、どれだけ出るものやら分らないのである、是は如何に迫つた所が此四五月迄は新米の高がどれ位になるやら分らぬから向うで許すものでないであらうと推察されるのでありますそこで米はそれだけ不足して居ると云ふことのみを

今日では一般の者で知つて居るからに、さうなつたら先きはどうなるであらうと云ふ不安の念を起すのも、ちよつと考へると無理もない話でありまするがぢや、併し我國に於ては大麥、裸麥、小麥、此三つを合せまずると云ふと、昨年なども二千四百十萬石の産出があつたのである、此小麥は小麥粉に製しまして輸出した高も隨分ありませうが、今日尙ほ國内に殘つて居る所のものは百萬石以上あるのである、大麥、裸麥の殘つて居りまする所の額は能くは分りませぬけれども、是は餘程澤山あるであらうと思ふそれのみならず麥は四五月頃になれば新しいものが出て來るのである、それで一般の人が少し注意をして、或は麵麭を食べ、或は麥を混ぜた所の飯を食べると云ふことにしましたならば、何も心配することはない、此麵麭と云ひ麥飯と云ひ皆日本人の口に馴れて居るものであるのみならず滋養の點などから云ふと、却つて宜いかも知れぬ、決してむづかしいことではないのである、それで是等の點を何故早く一般に御知らせにならないのであるか、之を御知らせになりさへすれば皆の者が注意することは殆ど明かな話である、是が一つ、もう一つには聯合國一般、又中立國に於きましても、食糧に付て制限を設けて居る、所に依ると隨分嚴しい制限を設けて居る、僕婢に至る迄も之に付ては餘程能く守つて居ります、が此食物の制限と云ふことは、啻に食物を儉約するとか、或は調和するとか云ふことのみならず、一方に於ては之が爲に食物に對する新しい色々の考を著けて、今迄食べない所の物も確に善いとか何んとか云ふ考を起すものである、故に例へば我國に於ても此際警察の監督の下に在つて營業をして居ります所の宿屋とか料理屋とか、待合とか、飲食店とか若くは芝居茶屋、是等のものに於ても純粹なる米の飯は出さないと云ふことにさしたら宜からう、如何にも奇異のやうであるけれども、少しも可笑しいことはない、勞働者などに向つてさう云ふことを言うたら是は隨分苦痛を感ずるであらう、今私が言うた所の場所などへは、それをやつた所で或は富豪紳士と云ふやうな者もさう云ふ所へ行く者が澤山ありませうけれども、一方是で苦痛を感じて行かぬと云ふ人もありますまい、又中流又は下層の婦女子もさう云ふ所へ、屢々芝居などへ行きますから、それ等も此食物のことに付ての新しい考を皆起すやうになる、是は一つの方法である、ちよつとの詰らないやうな事であるけれどもが、今日よりそれをなさることは私は必要と思ふ、兎角政府のことと云をものは手遲れになつて仕舞ふ、前々も食物になる所の米穀に付て不足はないかと云ふことを聞いたこともあるが、其時分に當局の人は幸にして統計に依れば、たんと不足はありませぬなどゝ云ふやうなことの御答があつて、其後には直きと不足不足と言つて、大に御盡力になつたこともある　そこで兎角政府の仕事と云ふものは手遲れになる、先んじて人心を安んずると云ふことは、是は私は最も必要な事と思ふのであります、それで一には此際明かに米の不足額を示し、一方には總ての者が之に付て注意をしさへすれば、決して饑餓の憂はないと云ふことを明に一般に示し、又もう一つには食物に付ての多少の制限を御設けになることが必要と思ひまするが、さう云ふ御考は無いであらうかと云ふことを、御尋ね致します。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君）　先刻仲小路君の御質問に對しまして農商務大臣より詳細に御答いたしました、尙又服部君より唯今御質問でありますが、何れも糧食の問題に付ての御質問でありますから、既に御答辯を致して盡きて居ることもありまするから、之を繰返すことは致しませぬが、簡單に政府の執りつゝある所を、私は玆に申して置きたいのであります、米穀の産額と云ふものは毎年豫想を取つて居りますが此豫想は實收に至りまして增減のあることは御承知の通り、併ながら此豫想に基きまして、先づ大體の考を定めるのであります、假令實收に至つて多少の相違ありと致しまするも、之に依つて計畫を立てるのでありまするが、其豫想に基きまして、幾許の不足と云ふことを正確に知ることは出來ませぬが、併し多少の不足を致しはすまいかと云ふ氣遣があります、故に之を補ふには多くは外國其他より輸入するの方法に依つて、不足と思はるゝ點を補ふの外はありませぬ、此見地より致しまして、政府は自由に米穀の輸入を希望いたすものでありますから、先刻既に申した如く關税の撤廢等も致しました、而して商人に自由に入れることの便利を得させたのでありますが、尙ほ其外にも種々なる方法に依つて決して米穀の缺乏を感じないやうな方針を執つて居ります、唯如何せむ何れの國より幾許を輸入する、何れの國には斯樣な交渉を致して居ると云ふ顚末は玆に甚だ申し惡いのであります、と申しまするものは、之が爲に價格にも影響いたしまするし、又其地方に於て輸出するが宜しい、是は宜しからずと云ふ議論等も生じまして、十分に日本に輸入するのに支障を生ずる虞れがありますから、何れの地方より幾許輸入する積りであると云ふ見込を、明瞭に申すことは遺憾ながら出來ませぬ、併なが此内地の産額は不足なりと假定いたしまして、之を補ふに外國より持つて來る途は十分に開いて居ります、又先刻服部君より麥其他の御説もありました、是も我國に於ては相當にあります、又新しい麥の收穫も遠からざることでありますが、尙ほ之に加へるのに陸軍に於て馬糧に用ひましたる麥の如きも、大部分高粱に代へる方針であります、是亦餘裕を生ずるのであります、故に如何なる點に於きましても、政府は決して國民の糧食に缺乏を感じさせぬ積りでありますから、左樣御諒承を願ひます、又此糧食問題の永遠の事に付きまして仲小路君から御尋でありました、是は農商務大臣が御答辯いたさなかつたと云ふ事であります、此事に付きましても農商務省豫算に於きまして、開墾其他の奬勵を設けて居ります、尙又國民經濟調査會で調査も致して居りまするが、其以外に於て日本の不毛の地を開きまして、糧食を十分に致したいと云ふ方針は執つて居ります、併ながら此糧食の根本的問題と云ふものは數代の內閣を經まして尙解決が出來ぬのであります、甚だ遺憾に感じて居りまするが、併し俄に玆に名案を得やうと云ふことは困難であります、併しながら大體の私の方針と致しては日本の成るべく開き得らるゝ所の土地を開くの外は仕方がなからうと思ひます、さうして糧食を十分に致す途を執るより外仕方がないと思ひます、而して糧食が豐富になりまして價に影響を致しましたならば、之が爲に農民の保護を考へなければならぬのでありますが、是も度々當局に於て研究を今日に始まらず致したことであります、名案も得ませぬが、去りながら糧食は豐富に致さなければならぬ、糧食を豐富に致した結果、直段に影響して農民が困難いたすと云ふならば、之に對する相當の方法も立てなければならぬのでありますから、十分なる講究を致して居ります、多少の腹案もありまするけれども、玆に未熟なる案を述ぶるの機會でないと思ひますが、何れにしても根本的の解決を現內閣に於て努むる積りであります、左樣御了承を願ひます、

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣（山本達雄君）　先刻仲小路君の御質問に對して御答を申上げました其節に、穀物收用令及外米管理令は議會に向つて事後承諾を求めますと云ふことを申上げましたが、外米管理令の方は普通の勅令になつて居りまして全く關税撤廢の緊急勅令を事後承諾を求めますと云ふことの間違でございまして此外米管理令の方は普通の法律として緊急勅令でなしに普通の勅令としてどこ迄も行くと云ふことでありますちよつと、訂正を致して置きます。

○議長（公爵德川家達君）　此際諸君に御諮りを致したいと存じます、總理大臣の施政の方針の演説に對する質疑者の通告を澤山議長は持つて居ります、本日は御承知の通り總理大臣始め各國務大臣は衆議院へ午後の會議に出席する必要がございますから、本院の會議は本日は是で止めては如何でございませう

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　本日の續きは他日開くことに致します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　次の議事日程は決定次第御通知に及びます、本日は是で散會を致します。

午後零時十五分散會

○大正八年一月二十四日（金曜日）

午前十時十一分開議

議事日程　第三號

第一　公爵毛利元昭君、公爵島津忠重君、公爵德川慶久君、公爵近衞文麿君、公爵大山柏君、侯爵中山孝麿君、侯爵小松輝久君、子爵加納久宜君、男爵牧野伸顯君、大久保利武君、男爵本多政以君、男爵近藤廉平君、加藤恒忠君、兒玉利國君、牟田口元學君、多勢龜五郎君、横山久太郎君、山田純精君、西川甚五郎君請暇の件

第二　大正七年法律第二十四號中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第三　右議案の審査を付託すへき特別委員の選擧

第四　輸出羽二重精練業法中改正法律案（政府提出）

第一讀會

第五　右議案の審査を付託すへき特別委員の選擧

○議長（公爵德川家達君）　是より諸般の報告を致させます。

〔長谷川書記官朗讀〕

去る二十一日常任委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

決算委員會

委員長　伯爵大木遠吉君

副委員長　三宅秀君

請願委員會

委員長　侯爵細川護立君

副委員長　伯爵小笠原長幹君

同日請願委員會に於て決定したる分科、分科擔當委員及主査の氏名左の如し

第一分科（大藏省、農商務省）

主査子爵秋月種英君　男爵高千穗宣麿君

男爵藤村義朗君　大谷嘉兵衞君

今井五介君　伊丹彌太郎君

矢口長右衞門君　横山章君

第二分科（外務省、內務省、文部省）

成清信愛君

主査男爵阪井重季君　伯爵小笠原長幹君

子爵今城定政君　男爵黑川幹太郎君

男爵今園國貞君　江原素六君

佐藤傳兵衞君　中村圓一郎君

第三分科（內閣「鐵道院を除く」司法省、遞信省）

藤本閑作君　兼務大谷嘉兵衞君

主査男爵坂本俊篤君　侯爵細川護立君

子爵西尾忠方君　男爵島津健之助君

野々村久次郎君　石谷傳四郎君

勝田銀次郎君　平尾喜三郎君

富永猿雄君

第四分科（陸軍省、海軍省、鐵道院）

主査子爵吉田清風君　男爵宇佐川一正君

男爵福原俊丸君　男爵野田龜喜君

男爵矢吹省三君　二階堂三郎左衞門君

高橋源次郎君　土田萬助君

中山嘉兵衞君

同日請願委員長より左の報告書を提出せり

請願文書表第一回報告書

同日內閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられたる旨の通牒を受領せり

農商務省所管事務政府委員

農商務書記官　副島千八君

○議長（公爵德川家達君）　是より本日の會議を開きます、前會に引續きまして、通告順に依りまして質疑を許します、阪本釤之助君。

〔阪本釤之助君演壇に登る〕

○阪本釤之助君　二十一日の當議場に於きまして、內閣總理大臣が施政の方針を述べられました中に、高等教育機關の擴張と云ふことがございました、此事に付きまして聊か質疑を致したいと存じます、暫時時間を與へられんことを願ひます、政府は大正六年七年の兩年度に於きまして、高等學校四校、實業專門學校五校の創立、專門學校二校の擴張陞格を提案せられました、又此の度大正八年度の豫算として提出せられました中にも、高等學校三校、高等工業學校一校の創立費が計上されて居るのでございますが、之に拘らず先日文部省より世間に發表せられました所に依りますると、更に高等學校十校、實業專門學校十七校、專門學校二校と、帝國大學の學部四科の創立專門學校六校の陞格、既設學校八校を擴張するの計畫でありまして、追加豫算として將に本議會に提出せられむとして居りまする臨時費の總計は、四千四百五十餘萬圓、之を六箇年の繼續事業とせられまして、其中の一千萬圓は內帑の御下賜に須ちますが、三千四百五十餘萬圓は公債又は借入金を以て支辨せむとすると申すことであります、斯くも多數の高等教育機關を一時に增設すると云ふことの可否得失は十分に考究を要する餘地あるものと信じまするのみならず、先に申述べましたる成行を持つて居りまする斯の如きものを、追加豫算として提出せらるゝのは、會計法第五條第二項に牴觸するの嫌なきや否や又其財源は公債又は借入金に依るべき性質のものであるや否や等のことに至りましては、十分研究を要する問題であると存じまするけれども、是等は他日の問題に留保いたしまして、今日急に質疑を致して置きたいと思ふことの要點だけを是より申述べる積りであります、內帑御下賜金のことは唯恐懼の外なき次第でありまして、今更言議すべき限りではありませぬが、唯政府に向つて御尋して見たいのは、日月雨の如き聖慮に於かせられましては、此巨額の御下賜は單り中流以上の教育機關にのみ充てさせらるゝ思召である筈はない、必ずや國民一般に均霑すべき普通教育の機關、殊に下級國民の恩澤に浴すべき國民教育、盲啞教育、若くは感化教育等にも及ぼすことを妨げざる思召ではあるまいかと拜察し奉る次第でありますが、政府は此邊に付て如何に拜承せられて居りますか、大抵斯の如き御下賜のある場合には、御沙汰書と云ふものがあるやうに覺えて居りますが、此度のは此空前の巨額の御下賜であるにも拘らず、それ等のことは無かつたのでありますか、御差支なき限り拜承いたしたいと存ずるのであります、聞く所に據りまするると、政府は頻りに地方長官の上京を促され、此計畫に要する金額の調達を要求せられて居ると云ふ樣子であります、果して左樣なことでありますならば、政府が三千四百五十餘萬圓と云ふ金は、公債又は借入金を以て支辨せむとするものであると云ふ言明は、或は虛構であつて、其實は地方の獻納金を以て之に充てむとする底意であると推測しなければなりませぬ、地方長官は素より政府の命ずる所に依つて行動する外はありませぬが、地方の議員とか、有志とか云ふ人々迄が、各府縣競爭の渦中に捲込まれまして、一種の名譽心に驅られまして學校の引張合に熱中狂奔して居られると云ふのは笑止千萬のことであると存じます、而して其地方獻納金なるものが眞に篤志家の寄附に出づるものでありまするならば茲に多く論ずるの必要はありませぬかなれども、それは頗る困難でありまして、結局府縣稅として賦課された府縣費の支出に依ることになるのは是迄の例に照して明白な事實であります、現在地方經濟の狀態は如何でございますか、之を見まするに近來物價騰貴の影響に依りまして、全體に支出の增率を示して居るのであります、其上に警察官學校職員府縣吏員などゝ申します者の增俸臨時手當と云ふやうな增加が莫大になりまして地方費は各府縣とも著しく膨脹を來して居りますので、世の進步に連れて自治體たる府縣自身が起さねばならぬ事業さへも皆手控へになつて居ると云ふ實狀であるのであります、然るに政府は此地方の經濟狀態如何をも顧みず國家の經營に屬するを當然とする……國家の經營に屬するを當然とする官立學校の增設費を地方に割當てゝ、一校に付て七八十萬圓乃至百萬とも云ふべき巨額の獻納金を府縣に要求せられると云ふことは、如何な次第であるのでありませうか、府縣は到底此巨額の支出を一時に負擔することは出來ませぬから、必ずや府縣債を起しまして、其急場を凌ぐと云ふことになるのであります、府縣自身の事業經營上現在及將來に大なる打擊を受くることゝ相成るのであります、加之ならず府縣稅の賦課は御存知の通り、市町村の賦課稅が之に隨伴いたすのでありますす、間接直接に細民の即ち小商人、水呑百姓、勞働者と云ふやうな類まで一樣に及ぶものでありますから、手短く申しまするると中流以上の教育費を支辨するが爲に、上は內帑を煩はし奉り、下は此細民の懷金を絞り取ると云ふ結果になるのであります、中等以上の子弟の教育費を支辨するが爲に細民の懷金を絞り取つて之に充て、教育すると云ふ結果になるのであります、尙は政府が獻納金を地方に要求せらるゝの結果として學校の設立費を……設立する土地を強ひて此の各府縣に分布せむとするが爲に、學校の種類や學生集合の便否などゝ云ふことを基準に置くことが出來なくなつて、從つて商工業と云ふやうなことには甚だ緣遠き邊僻の地方に高等工業學校や、高等商業學校を立てやうとしたり、又近府縣には立派な大都會があるのに、之に隣接する誠に寥々たる小市街に持つて行つて高等學校や專門學校を設けやうとするやうな傾向が見えるのであります、否、傾向ではありませぬ、左樣な事實が既に現れて居るのであります、此獻納金を地方に要求すると云ふことは宜しくないと、本員の意見は今回初めて申すのでありませぬ、前內閣に向つても大に不服を唱へたのでありますが、今回の計畫は殊に大袈裟であると同時に其の影響する所も益々大なるものがあるであらうと云ふことを、一層憂慮いたす次第であるのであります、特に民情に通曉せらるゝものと見るべき現內閣に於て、而かも第四十議會には小學校教員俸給國庫負擔法案を議するに當りまして、衆議院の該法案の特別委員長として地方の負擔輕減を力說せられました現文部大臣中橋閣下が、却つて地方の負擔を增して國家事業の施設に供せむとするが如き計畫を立てると云ふに至つては矛盾も亦甚しい、誠に本員等の了解に苦しむのであります、斯く申したならば政府は之に答へて、いや、こつちから獻納金を強ひる譯ではない、地方から進んで申込んで來るのであるから、之を受けるのであると仰つしやるかも知れ

ませぬが、それは餘りに事實を縮晦するものと存じます、政府は主義として府縣稅を賦課してまで調達する獻納金の如きは、一切許さゞることに相成るのが當然でありはせぬかと存ずるのであります、殊に地方費の增加を致したり、又地方債を起したりすることに付ては常に難色ある之を難んぜらるゝ內務大藏の兩當局者が、斯の如く地方の負擔を增加する計畫に同意せらるゝと云ふことは不可思議である、大藏大臣は或は此邊の消息は深く御研究になつて居らぬか知れませぬが、內務大臣は飽迄御熟知のことでありまして、蓋し本員の意見と御同感ではあるまいかと思はれます、兩大臣は果して如何なる考を有して居られるか、明答を與へられむことを望んで已みませぬ、更に御質ししたいのは政府は官立學校の增設擴張と云ふやうなことにのみ汲々たる狀態のやうに見えますが、私立學校に對しては如何なる方針を有つて居るのでありますか、本員の見る所では官學萬能主義よりも、一面には私立學校の出來榮の宜しきものを助成して、官立に等しき成績を擧げさする方が國費の上から見て經濟的であるのみならず、人材養成の上から見ましても、實際に適應する場合が多くはないかと思ふのであります、多年實業界にあつて多數の人を使用せられて、是等の事には最も精通せられて居る所の中橋文相の意見は如何であるか特に聞かんと欲する所であります、高等教育機關擴張のことに關する質疑は此邊に止めまして、更に一言御尋ね致したいのは國民教育普通教育のことであります、教育の改善を以て政綱の一要項とせられて居る所の現內閣は、小學中學の現狀を如何に御覽なされて居るのでありませうか、本員は遺憾ながら國民の道德及生活に付て徹底したる教育は行はれて居ないものと認むるのであります、文相閣下が入閣後間もなく京都に赴かれまして、京都帝國大學の招待に臨まれましたときに、其席上で國民教育が實社會に交涉か乏しいやうである、國民教育が實社會に交涉が乏しいやうである、我が國民の常識を涵養することは考慮すべき問題である、普通教育とてももそつと社會化する必要がありはせぬか、國民教育の基礎は飽迄社會化して國民生活に接近せしむることに意を用ひねばならぬと云つたやうなことを述べられたと云ふやうなことを當時新聞で見ました、流石は世に所謂平民大臣である、我心を得たものであると窃に喜びましたことであります、當局大臣が既に斯の如き意見を有せらるゝ以上は、現在の如く實社會に交涉の乏しい不徹底なる國民教育普通教育を其儘に棄置かるゝ筈はない、必ず相當なる施設を斷行せらるゝものであらうと期待して居りましたに拘らず八年度の豫算の上には何等の要求も見えて居らぬやうでありまして、先の喜びは寧ろ失望となつたのであります、之に關する御抱負御方針の在る所を詳に伺ひたいものと存じます、以上述べましたる質疑に對しまして、それ〲關係の各大臣より明確なる御答辯あらむことを希望いたします。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 唯今の阪本君の御質問に御答へを致します、高等教育機關擴張のことに付ての御質問でありまするが、阪本君は飽迄御承知でありませうが、今日義務教育の制度も永く布かれて居りまして、就學兒童は百分の九十九迄に達して居る所も可なり多いのである、左樣に段々義務教育を受ける者が增加いたしましたが是より進んで中學に這入る是れも最も各地に於いて中學の增設があり其生徒も年々卒業する者も多いのでありまするが、此中學を終つて高等の學校に這入る、入學いたさむとすれば其門戶は甚だ狹いのであります、故に年々數萬の子弟が高等教育を受けることが出來ずして一年も二年も待たなければならぬ、又其間屢々落第も致しますれば、甚だ精神上にも面白からぬと思ふ從つて是は社會上及ぼす所の影響も甚だ面白からぬのである、故に高等教育機關の擴張は今日の狀態に於ては極めて必要なりと考へたのであります、今回の大戰爭も終りまして將來國運の發展を圖るのには各方面それ〲力を用ひなければならぬ事はありますけれども殊に教育の如きは十分なる力を盡しませぬければ將來列國の競爭に應ずるには難いであらうと信ずるのであります、茲に至つて甚だ缺乏れを感じて年々數萬の學生が入る途がなくして困難を致して居る所の高等教育機關を擴張すると云ふことは、最も今日に於て必要なりと考へたのであります、固より義務教育の點に於てもそれ〲改良を加へべきことがあるのであります、中學に於ても亦然り、之に從事する所の教員其他に對しても、それ〲相當の途は講究いたさなければなりませぬ、けれども如何に致した所で年々普通の教育を終つて高等教育に入らむとすれば、其途がなくして何萬の子弟が困難を致して居ると云ふことは、國家としてはどうしても此救濟を講じなければならぬと考へたのであります、而して此のやり來りを見ますれば、從來の當局者も皆是は感じたのであります、如何せむ財政の許さゞる所で地方の寄附等に依つて、年々僅に數校の高等學校其他を設立するに過ぎぬのであります、是は全く歷代の當局者も思ひ至らぬのではありますまいけれども財政の許さゞるより斯の如き窮策を執つて居つたのであります、然るに今回は臨時教育會議の調査に依りまして、大學令高等學校令を初めと致しまして、此學制が大體に於て茲に定つたのであります、御承知の如く漸次に勅令も發布せられまして、制度が先づ今日の事態に於て完成と申して宜しからうと思ひます、再び相當な時機に改正も必要でありませうが先づ今日の事態に於て左樣なる狀態であります、是は固より臨時教育會議の諸君の非常なる盡力に依り此結果を見たことは誠に是は滿足の至りに堪へぬのである、而して此制度が確立いたして、制度が確立いたしましても、之を實行するに當つて依然として高等教育機關が不足を致して居りましては、折角制度が定まりましても、此恩惠に浴する者は矢張り從來の如くでなければならぬのであります、甚だ國家に取りまして不利益なりと考へたのであります、故に私は一面に於ては此極めて不足を感じて年々數萬の學生が方向に迷うて居る事を救濟するのには學校を……高等教育を受ける所の學校を增設するが急務であると感じたのであります、他の一面に於ては各學校、各階級の學校に付きまして科目等に多少の修正を加へて時勢に適應するやうに致さなければなりませぬが、是は委員を設けて調査するより外仕方がないのでありますから、臨時教育會議が終りましたならば、此調査を直ちに著手いたさうと胸算を立てて居るのであります、一面に學科目に付て改正を加へるの方針を執る、他の一面に於ては極めて不足を感じて居る所の高等教育機關を擴張すると云ふことが、必要なりと認めたのでありまするが、さて之を致さむとすれば矢張り歷代內閣の苦しんだ通りに財源に困難を致すのであります、併し財源に困難を致すと云ふのを以て、今日世界の大變化を受けつゝある我國としては、之を延ばして置くことは出來ないのでありますから、已むを得ず公債又は借入金に依つて此計畫を遂行しやうと考へたのである、固より學校を增設すると云ふことは一時的の費用である、一時臨時の費用である、之を維持し其學校を將來維持して行くと云ふことは、是は普通の國費に依るの外はありませぬが、學校を建築すると云ふことだけは臨時の費用である、臨時の財源に依つて支辨いたすが適當であらうかと考へた、又是が適當ならずと致しました所で外に依る所がない、一々國費を待つて居りましては、とても急速に出來るものではないと考へますから、公債其他借入金の方法を執りまして、不日其案も議會に提出いたさうと考へて居るのであります、然るに斯樣なる計畫あることが上聞に達しまして、畏れ多くも內帑金御下賜の御沙汰を拜しました、是は宮中のことを彼れ是れ忖度して申すのは恐懼の至でありますが、併ながら教育のことに付て大御心を勞せられ、其他百般のことに付きましても、今日の事態に應じて軫念いたさせらるゝと云ふを拜察いたしまして、如何にも恐懼に堪へぬのであります、然る場合に偶々高等教育機關擴張の計畫あることが上聞に達しまして、內帑金一千萬圓御下賜の御沙汰を私が拜承いたしました、其御沙汰書は唯今此所に所持いたせませぬが、斯樣なる御趣意であります、高等教育機關擴張の計畫あることを聞召され、內帑金一千萬圓御下賜相成ると云ふことの御沙汰であります、故に他の方面にも皇室の費用御多端の際に御下賜金等も段々ありますし、御料地等の御處分もあつて色々なる點に於て大御心を注かるゝことは拜察して恐懼に堪へませぬが、殊に此教育のことに付て斯の如き御沙汰を拜すると云ふことは、唯感激の外はありませぬ、之に依つて以て一番困難と致して居る年々數萬の學生が其道を得て有難く感ずるのみならず、一般國民も其惠に浴しまして、將來我邦の所謂國運發展に貢獻すべき所の國民が出來ると云ふことは、誠に喜ばしいことで、國民一般も之を聞いて感泣の外なからうと考へるのであります之を增設いたしまするに付て、各府縣より寄附金を誅求して居ると云ふやうな噂を聞きまして、此點に於て……是は阪本君など長く地方官をされましたから御承知でありませうが、年々地方は種々なる學校を希望いたしまして居ります、當局者に向つて色々陳情等を致して是非立てゝ吳れと言つて居るのであります、而して又唯今申したやうに、從來財源に困

難を感じましたが故に、歷代の當局者が矢張り此寄附を受けまして學校を設立いたしたのであります、前年度……其以前に於ても前年度に於ても、今年度の本豫算に請求いたしましたものも、全部地方若くは有志の寄附に成つて居るのが多いのであります、併しながら私の考へまするには、是れは阪本君とも御同感であつて、其寄附を待つて左樣なる機關を全うしやうと云ふことになりますれば、とても急速に出來る事でもなし、地方も亦困難を致す場合もありませう、寄附を待たずして國家の力を以て此不足を補ひたいと考へたのであります、即ち公債借入金に依つて支辨をしよう、尤も此總額は四千四百萬圓に相成りますけれども、唯高等機關を作りましただけでは全きを得ませぬ、之に從事する所の教員を作らなければならぬ、是は四百萬圓以上も費さなければなりませぬが、其教員を作りませぬければ、機關が十分に出來ましても全きを得ませぬから、教員を作る費用も四千四百萬圓中には含蓄いたして居るのであります、兎に角に寄附のみに依つて教育の發展を圖ると云ふことは、到底出來ないことゝ考へるのであります、出來ぬことはありますまいが、急速目前内外の狀勢から見まして、教育を十分に致したいと云ふ希望から申せば、是は寄附に依つて高等教育の機關を立てると云ふやうなことでは容易に完全を期することは出來ませぬ、又、のみならず大學等に至りましては、先年寄附に依つて二三の大學は出來ましたけれども、常に寄附に依つて大學を設立すると云ふ譯には參らぬのでありますから、旁々以て之を目的とせずして計畫を立てたのであります、然るに御承知の如く地方に於ては是非學校を立てゝ呉れと云ふ希望が多いのであります、金を寄附する故に速に立てゝ呉れと言ふ希望が多いのであります、是の希望を常に申出た所の地方に對しましては果してさう云ふ事情であるかどうであるか、其事情を質しまして寄附を受付けて無論差支ないだらうと思ひますから之を其費用に加へると云ふ事にして居るのであります、又此寄附の事に付てはもう少し詳しく申して置きたい、寄附は……必ず地方の負擔を增す爲に無理に縣債を起し縣の賦課を增加いたして縣民に困難を致さすやうな方法に依つて學校を立てたいと云ふ積りでありませぬ、縣債を募集いたしましても縣の賦課を增すに致しましても内務大藏兩大臣の許可を得なければならぬのでありますから、十分調査を要しますから、濫りに行くものではありませぬけれども、成るべく種々なる賦課を增し縣債を起して地方の負擔を重からしむることはないやうに努めたいのであります、而して速に完全なる高等教育の機關を作りたいと云ふので寄附をする者は其寄附を拒む意思は更にありませぬ、寄附するものは之を受取つて學校の設立に向けて宜しいのでありますが、從來の如く寄附があれば設立するが、寄附がなければ設立せぬと云ふやうでは、機關の完成を期せられませぬから、採らぬ積りであります、又各地方に分布することに付て甚だ面白からぬやうな狀態ではないかと云ふ阪本君の御尋ねであります、或はそれが御意見であるかも知れませぬが、それが御意見であるとすれば、私の考とは違ふかも知れぬ、私は總て大都會に集中すると云ふことは國力發展の所以でなからうと考へる、殊に學生の如き、皆東京とか大阪とか京都とか其他の大都會にのみ集中すると云ふことは學生其他の人の費用の點に於ても如何と思ひますし又風紀其他の關係から申しても面白からぬ、のみならず何事も大都會に集中すると云ふことは、各地を發展させる所以でなからうと考へて居るのであります、甚だ懸案でありませうが、自分の意見は日本の國力を發展せしむるには、益々大都會にのみ集めて益々大都會を大ならしめて、地方が疲弊を致して進運に伴ふことの出來ぬやうなことでは、甚だ面白くないと考へて居りますから、是れは成るべく地方に分布いたしたいと考へて居ります、是は往々私共政黨などに從事して居る者の世間の誤解を招いて、黨勢擴張などと云ふ非難も起りますが、決して左樣ではない、私は何事も大都會にばかり集中すると云ふことは國家の利益ならずと考へて居る、併し是は私の議論に過ぎない、左樣なる次第でありますから成るべく高等の機關を增設さすにしましても、出來得るだけ地方の各地に分布いたす方が、學生の爲にも宜しうございます、費用の點に於ても宜しい、又唯今申した如く私の考から申せば、國運を進むるにも此方が宜からうと云ふ考を以て、左樣なる方針を執つて居るのであります、是等の事に付きましては何れ公債借入金を致すが爲には法律案を提出いたさぬければならぬ、又それに要する費用に付ては豫算を提出いたしまするから、其時に尙ほ詳しく當局者より申して宜しいのでありまするけれども、大體私の考を左樣に申すのであります、それから追加豫算に致す外ないのでありまするが、此事に付てもちよつと御說がありますから、一言添へて置きます、現内閣は御承知の如く九月二十九日に組織いたしました、然るに其時には各省の概算が大藏省に集まつて居つたに過ぎぬのであります、概算は固より年々從來の例に依りますと、概算を其儘に實行すると申すことでありますれば、何億の歲入不足を感ずるやうなことであります、故に之を十分に查定を加へて、歲入歲出償ふやうに致さなければならぬが、一向其事に著手する時が無くして、前内閣は退きまして、私が其後を繼いだのであります、是に於て各省大臣が各々其主管する所の概算を先づ取調べ、大藏省と折衝いたして相當なる查定を是に加へなければならぬのでありますから相當なる日數を要する、今日のやうな豫算は御承知の如く印刷に澤山の日數を要します、本豫算の形を造りますにも相當な時を要しまする、故に此概算に依つて查定を加へると云ふことも餘程の時を要するのであります、故に十一月十二月、尤も此間に甚だ瑣事のやうでありますけれども大影響を來しましたのは、各省役人が流行感冒に罹りましたり何かして多少遲れましたが、彼是の事情がありましたが、兎に角此豫算が議會に間に合ふだけに印刷に付する手段を執らなければならぬから、極めて急ぎましたから、出來得るだけ我々の考を是に注入いたして編製はしましたけれども、併し唯今申した如く教育機關の如きは餘程調査を要します、如何に考へましても、本豫算の間に合はなかつたのであります、故に已むを得ず追加豫算の手段を執りました、又追加豫算に致したと云ふ譯は、唯今申した如く之を計畫いたしましても、餘程急いでやりまして、六年の繼續でなければ出來ぬやうな狀態でありますから、之を翌年度の即ち今年末の第四十二議會に提出すると云ふこと迄には參りませぬから、故に已むを得ず追加豫算の形式を執ることに致したのであります、此邊の事情も御諒察を得て置きたうざざいます、大概私は阪本君の前一半に對しましての御答は是で盡きて居るやうでありまするが、尙ほ足らざることがあれば申す事に致しませう、言ひ足りなかつたことは當局大臣より申述べる事に致します

○議長(公爵德川家達君)　文部大臣中橋德五郎君。

〔國務大臣中橋德五郎君演壇に登る〕

○國務大臣(中橋德五郎君)　唯今阪本さんの御尋に對しまして總理大臣より大體擴張計畫に對する御答辯を申上げましたが、尙ほ私立學校及中等及普通の學制のことに付て、私よりして、尙ほ足らない所を補つて置かうと思ひます、先程阪本さんの御話の通りで私共昨年就職いたしましてから、京都に於て京都大學で話をしろと云ふことで御話をした事があります、大體今日の學制の樣子を見まするに此小學教育の方は流石に早くよりして著手ありまして、其後各府縣共に各自治體共に、官民力を盡した事でありますから餘程行屆き、相當の程度まで發達して居るのであります、其の次の中等教育になりますると云ふと、是れも全國に亘つて今日官私併せて三百二十何校と云ふ位に行屆いて居りますが實は餘程不足を告げつゝ居る譯であります、又其の一般上の高等教育機關になりますると云ふと、又今一段不足を告げて居る殆ど需要の半分も無いと云ふやうな現況であることは皆樣の御承知のことであらうと承知いたします、又此の小學中學高等教育機關、此の三段のものに於きましても何れの機關に於きましても、今日完備を告げて居ると云ふものはないのであります、此の小學の程度の機關に於きましても、阪本さんの御話の通り、餘程改善を要する點はありまする、併し比較的に申せば、是れが一番良く行つて居ると私は見るのであります、故に一番缺陷の多い高等教育機關と云ふものに向つて、此の度は改善の手段を執ると云ふことに決心を致した譯であります、而して是れは主として官立學校のことに付いての計畫でありますが、私立に付ては如何にするかと云ふやうな御尋がありましたが、是も私は就任の當時各私立學校に招かれて參りました當時に、御話をしたやうな事であります、當局者は官立私立の間には少しも區別を置かぬ、若し私立にして十分なる設備を持ち、資力を持つて、教育をして下さるならば、非常に之を歡迎する、或は官立よりは其方が宜いかも知れぬと迄に御話を申して、是非奮發をして貰ひたいと云ふやうなことを二三の私立學校に行つて御話したやうなことであります、故に今回此高等教育機關の計畫をするに付きましても、一面には此私立學校の補助獎勵の方法と云ふものを、今研究しつゝある所であります、極く其中でも小さな話でありますけれど

も、今日法案を……近日提出しやうと思うて居りますのは、私立學校に對しまする免租のことであります、是は是非今回の議會に提出して皆様の御協贊を經たいと思つて居ります、尙ほ其外の點に付ても私立の高等教育其他に付て、獎勵補助の方法を適當の方法があれば、どうか之を實施して見たいと云ふ考で今調査中であります、又皆さんの中にも名案のある御方のどうぞ教を請ひたいと思ひます、是は私立學校の御方に私は御目に掛かれば皆其御話をして居る譯であります、中には御相談をして居るのもあります、それから今回序でありますから、餘程好い機會でありまするから申上げて置きますが、其一般會計に於きまする豫算に現はれて居るものだから、當局に於て此教育機關の設備に付き計畫して居るものではありませぬ、中學も小學も共に之に向つて改善を施したいと云ふので、豫算に關係ないものは著々手を著けつゝある譯であります、併し是は多く結果の現はれるのは一年二年の後であります、又豫算に關するものに付きましては、此高等教育機關の擴張案と云ふものゝ外に、教員の優遇と云ふもの、上は大學より下は小學校の教員に至る迄計畫して居る譯であります、大學及各種の官立の專門學校に對する教官の增俸案は、御手許に廻つて居りまする一般會計に入つて居ります五十有餘萬圓と云ふものに這入つて居ります、其他にも尙ほ是は學校の教官だけではありませぬ、全體の官吏の俸給に對しまして、手當を今度は出すと云ふ豫算が提出になつて居る事は御承知の事と思ひます、是非此教官と云ふものを優遇しなければ、何をするにも教育の改善と云ふことはやり憎いのであります、それから又中等教育機關に從事しまする所の教官、此者に向ひましても、增俸及手當を給したい、又單に中央政府からして支拂ふ役人だけの、增俸手當と云ふものをやつても是はいきませぬ、從つて地方費が支出するものも亦增さなければならぬ、是も多分法律案として皆さんの御協贊を經たいと思つて居ります、尙ほ從つて第三段の此小學校の教員其他の從事員に對しまするものに付きましても、唯今研究をして居りますが、是はまだ具體的になつて居りませぬから、皆さんに玆に申上げる譯には行きませぬ、故に阪本さんは國民教育に付て稍々悲觀のやうな御言葉のやうに伺ひましたが、私共は少しも悲觀して居りませぬ、多年の官民の盡力に依つて、此初等教育は餘程進んで居るものと思うて居りますが、日本の今日の國情に比しまして……けれどもまだ改善すべきものは、餘程澤山ある、是は臨時教育會議に於きましても段々當局の諸問に對して、種々の改良案、御希望等も御提出になつて居ります、漸次是等は時機を見て實行に著手したいと云ふことに考へて居る次第であります、大體是だけで補足は宜からうと思つて居りますが、尙ほどうぞ御分りにならぬ所があつたらどうぞ……

○阪本釤之助君　兩大臣より御懇切なる御答辯を得まして滿足を致す次第ではありまするが、唯其御苦勞に滿足するだけであつて、本員が唯今申した事に餘り觸れて居らぬのであります、殊に總理大臣が縷縷御述べになりましたことは、本員が他日に保留すると申した事柄に付き多く御答になつたのであります、此高等學校を作る必要が有るとか無いとか云ふ問題は、今日本員は述べなかつたのであります、是は何れ法律案とか豫算案とかが出る時がありませうから、其時に十分質問を致して見たいと思ふのであります、本員の今日御尋ね申した要點は、地方から寄附を取つて御やりになると云ふことであるかどうかと云ふことを最も重なる點として御尋ねしたのでありましたが、之に付ても多少は御答になりましたが、甚だ要領を得ない、寄附だけでは足りないから公債又は借入金を以て全部遂行する積りであると云ふやうな意味の答であつたと承知いたすのであります、さうなりまする と寄附の出し損である、寄附を出さない所は國費でやつて貰へる、寄附を出せば寄附でやると云ふやうなことでは、甚だ譯の分らぬことと存じます、從前の例を御引きになりましたが、從前は國費でやつては呉れぬのであります、互に競爭を致して居ると云ふことは、私が縷々述べる迄もなく周知の事實でありまして、例へば甲の縣でなければ乙の縣、乙の縣でなければ丙の縣と、爭うてお前の方で敷地を寄附すればお前の方に持つて行く、お前の方で嫌やならば別の方に持つて行くがどうかと云はぬばかりの態度を示して競爭をさせて居るのであります、當然自分の方へ高等學校を建てらるべき筈でありながら、寄附を持つて行かなければならぬと云ふやうな狀况であつたのであります、又其爭ふ時には幾らか其土地土地に於ては先づ有數の縣であるが、其土地が互に縣柄と云ひ、土地の事情と云ひ競爭して居つたのでありましたが、今年は多數の學校が建てられる、殆ど全國到る處に一の高等程度の學校の建たぬ所はないと云ふやうな有樣になるものと想像いたしますが、それが矢張り寄附を持つて來れば寄附でやる、寄附をやらない所は國費でやるとなりまする と、全く寄附する者は寄附の出し損と云ふことになるのであります、それでもまだ出す人があるから世の中は不思議なものでありますが其結果として何處と云ふ例を持出して見ますと、埼玉縣に高等學校が出來ると云ふ評判がある、大分縣に高等商業學校が出來ると云ふやうな評判がある、此埼玉に高等學校を建てるのは惡いこととは存じませぬ、それは東京に建てると同じ事でありまして、東京に居る學生が皆なあすこに通學する事になりますから惡いとは存じませぬが、それを埼玉縣民が寄附を出さぬければならぬと云ふのは一向了解に苦しむ又大分と云ふ所は大分に御出でになつた方は能く御承知でありませうが、大分の町と云ふものは高等商業學校を建てると云ふ事は左程必要でないのであります、是は果して學制の上に於て、又教育行政の上に於て當を得たものであるかどうか、此趣意を以て見れば益々變なものであると感ずるのであります、今日取詰めて御尋いたしたいと存じますのは、それならば全く國費で御やりになる御積りであるか、或は矢張り幾らか寄附も御取りであつて國費で御やりになると云ふ曖昧主義で御やりになるのでありますか、而して從前の政府は寄附制度を以て多く御やりになつたのでありますが、是は果して民意に適するものであるかどうか、不都合を來しはしないか不都合は來しはしないと云ふ御答辯のやうでありましたが、それが頗る民間の事情に精通になつて居るべき現內閣でありながら、御通じになつて居らぬぢやないかと思ふ、府縣知事は政府から寄附を求めて來いと仰つしやると、政府の命であるから之を果さなければならぬ、一方には御前の方で寄附を纏めなければ他へ持つて行くと云ふやうな風に仰つしやるから、已むなく寄附金を纏めて持つて來るのであります、それを矢張り任意の寄附の如く御認めになると云ふことは、酷いことであると存じます、それ故に此即ち內閣であればこそ斯樣な惡いことは御止めになつて、一切國費のみを以て御決定になつて宜かりさうなものだと存じます、此點を本員は申述べたのであります、此點に對し誠にどちらとも付かぬ御答であつて甚だ要領を得ない、どこ迄も寄附を物好きで出す者があれば取る、出さぬと云ふと國費でやるとか云ふやうな一刀兩斷の御答辯を得たいと存じます、又總理大臣閣下も文相閣下も唯外形の事だけを言立てて普通教育、國民教育と云ふことに付て……又中學校もですがの學校の形は良く出來て居る、學校の數も多いと仰つしやるけれども本員の御尋した事は左樣な形式のことを申すのではない、現に小學校、中學校の卒業生が社會に出て、社會と接觸する上に於て直ちに用立つ者が出來て來たかどうかと云ふことを伺ひたいのであります、是は文相も御同感であつて唯今も御申述の通り京都大學で、もう少し社會化しなければならぬ、常識を涵養しなければいかぬと仰つしやりながら、唯今演壇に御立ちになり小學は完全である、立派に完成して居る、不都合はないものであると、斯う云ふ御答辯である、曩に仰つしやつたことと今日とは最早や違つて居るのであります、本員は決して外形を申すのではありませぬ、數や何かの上で申すのではありませぬ、內容が今日の小學と云ふものは充實して居るか、教育が充實して居ると認めて宜しいのであるかと云ふことを御尋ね申すのでありますが、併し是は宜しいと云ふ唯今の御答へでありますから、京都で御述べになつた事は間違ひであつて、今日の小學校は結構なものであると今文相は御認めになつたものと了解して、强ひて御答へは求めませぬが、曩に申した寄附の一件はもう一回どう云ふ御趣意であると云ふことを伺ひたいと思ひます、而して內務大臣は此地方起債と云ふことに付ては平生頻にやかましく仰つしやるのであります、誠に自治體に對して必要なる水道下水の公債を起すとか、道路擴張に付て起すとか、地方に誠に必要なる起債でさへ、なか〳〵色々むづかしい調べを命ぜられたのでありますが、自身の爲さる仕事の手傳ひをするときは寄附金を容易に御許しになる御方針であるかの如く、甚だ惑ひますのであります、內務大臣は斯樣なことは地方の寄附を御認めになつて居りますか、今までの內閣はいざ知らず、是等は大に改善なさるべき內閣にして尙ほ舊套を墨守されるのは如何なことであります、此事に付ては尙ほ總理大臣より御答へを願ひたいのであります。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　阪本君に私の御答を致しました點が成る程、阪本君の御問にならぬ事も御答いたしたやうになつて居ります、併ながら事の顚末を明瞭に致さむが爲に腹案或は沿革成行等を段々申上げたのであります、それが爲に却つて御了解を得ないと云ふことであれば遺憾の至りでありますが、私の申した趣意を簡單に茲に繰返へします、從來地方の寄附に依つて高等學校を立てましたけれども、是は歷代內閣が財源に窮したが故に已むを得ず執つた手段であります、左樣なる手段を取つて尙ほ參りますれば、高等教育機關の完成を期することは出來ませぬから、公債又は借入金に依つて六箇年間に全部高等機關を設立いたしまして、完成を期する積りであります、之が爲には地方の寄附のみを以て行くと云ふことは出來ませぬから、國家自ら支辨するの方針を執つたのであります、斯樣に私は申したのであります、併ながらそんならば地方の寄附は絕對に拒むか、斯う云ふことであります、私は地方の苦痛を感ぜず地方人民に迷惑を及ぼさぬ程度で、其地方の者が希望して寄附を致すと云ふならばそれは取つても宜しいけれども、地方に迷惑を及ぼすやうなこと迄して寄附などを仰いで致す積りはないが故に、公債借入金を以て設立すると云ふ決心を執つたのであります、それは或る地方などは成るべく速に設立を希望する爲に、無理算段を致して寄附するやうなことを申して參つたのであります、是は全く個人間の手段であります、私は之に對して、それは考へものぢやないか、今少し待つたらどうか、少し待ちさへすれば假令寄附するとしても、そんな巨額を寄附せずとも濟むであらうから待つたらどうかと忠告を致した位であります、それで私は今日まで遺憾を感じて居りますのは高等教育機關の不足であります、此不足を補ふことは何人も考へたことには違ひありませぬけれども、財源に困つたのでありますから、據所なく寄附を仰いで居つたのでありますが、寄附のみで目的の機關を完成することは出來ませぬから、公債借入金で支辨する決心を執つたのであります、併し寄附をするものにして一向地方人が左迄に苦痛も感じないと云ふことでありますれば、左樣に拒む必要はないのであります、又政府は既に公債借入金を以て、其學校を立てると云ふ位でありますならば、地方の人々も大に苦痛を感じないならば此擧を發して寄附をすると云ふことに相成つた所が、決して物好きでするのでも何でもなからうと思ひます、此方針を多少賛成するから起ることであらうと考へます兎に角、從來の手段で完成することが出來ませぬから、之を改めて公債借入金を以て支辨することに致しました、併ながら、寄附を絕對に拒む必要はなからうと思ひます、無理に誅求すると云ふ考は毛頭ございませぬ、それから又小學校其他を出た者が云々と云ふことであります、是も申した積りでありますが重ねて簡單に申して置きます、高等教育機關を擴張する、而して一面には大學令高等學校令中學令小學令等も臨時教育會議の盡力に依つて完成いたしましてそれ〳〵發布されて居るのでございます、故に一面に於ては高等機關の不足を補ひ、他の一面に於ては此教育會議が終りましたならば更に別に委員を作りまして、各階級を通じて學科等に修正を加へて今日の時勢に順應いたすやうなる改正を加へて、將來有爲の人を造るやうに致したい、此委員を作ると云ふことも申した積りでありますから、茲に繰返して言明いたして置きます。

〔國務大臣中橋德五郞君演壇に登る〕

○國務大臣(中橋德五郞君)　私の答辯は申上げぬでも宜しいと云ふやうな御話もありましたけれども、少しどうか京都で私が話した事を取消したやうに御取りになつたやうでありますから、誤解のないやうに一言茲に申上げて置きます、私は決して取消しませぬ、今日も同樣な事を申上げた積りであります、と云ふのは今日の小學教育は完全なりとは決して申しませぬ、比較的外の機關に比べて……併し餘程改善を要する點のあることは京都で申しました通り、又唯今總理大臣が答辯された通りに、現に今日も其方法に付て調査研究しつつあり、尙ほ今度の豫算に一萬五千圓ばかり諮問委員會を設置する經費を計上して置きましたが、是等の諸君にも相談いたしまして改善の途を計らむければならぬ、唯京都の話を取消したやうな御話でありましたが決して取消しませぬから、さう云ふやうにどうか御了解を願ひます。

〔國務大臣床次竹二郞君演壇に登る〕

○國務大臣(床次竹二郞君)　私が御答へ申上げますことは、既に總理大臣の答辯で盡きて居ると考へますけれども一應申上げます、國でやるべき仕事は成るべく國費を以てして地方の負擔にならぬやうにしたいと云ふ御趣意は全然御同感でございますが、併ながら今日までの先例では往々左樣になつて居りませぬ、又地方の實情から申しても必ずしも左樣にいかぬやうに考へます、詰り程度の問題であらうと考へますが、況や寄附をこちらから强制すると云ふ譯でないのでありますから、先づ今日のことは是で宜しからうと考へて居ります。

○阪本釤之助君　本員一人で餘り長い時間を拜借するのは不本意に存じますから、尙ほ御尋いたしたいことがありますが、他日機會が幾らも出來やうと思ひますから、今日は是で質疑は終ります。

○議長(公爵德川家達君)　高橋作衞君。

〔高橋作衞君演壇に登る〕

○高橋作衞君　私は外交のことに付きまして質問を致しまするに先だちまして、ちよつと內閣總理大臣閣下に申上げたい簡單の事がございます、總理大臣の施政の方針の中に於きまして時局が重大であると云ふことを力を入れて御辯明になりましたることは洵に其通りと諒承いたして居るのでございます、で斯の如く時局が重大でございまするが故に諸般の重要問題がありまする中でも、殊に外交のことに關しては最も重要な事があると信じて居ります、然るに其施政の方針として講和會議に臨む所の態度の事に付て御說明になりました所に依りますと、正義人道に基き公明正大の態度を以て臨むと仰せられました是亦至極御尤のことと存じます、去りながら餘り抽象的でございますが故に、如何なる事柄を正義人道に基いて公明正大の態度で進んで御出でなさるかと云ふ斯う云ふ點に至りますと、どうも能く明瞭でないやうに思はれます、斯かる點に付きましては他の方面に於ては何等か具體的の說明を仰ぎたいと云ふことでありました、所が抑々方針なるものは抽象的のものである、抽象的であるが故に正義人道に基き公明正大の態度を以て臨むと言へば、それで明かであると云ふ御答があつたやうに私は拜聽して居ります、元來公明正大な態度、正義人道に基いて之に臨むと云ふことは、是は外交方面から申しますと、ずつと昔から分つて居る次第でございまして、今更事新しく施政の方針として承らなくとも、私不肖ながら存じて居る次第でございます、矢張り何とかもう少し御差支ない範圍內に於て御答辯を願ひたいと思ふのでございます、勿論總理大臣閣下の仰せられる言うて不利益な事は言はぬ方が宜しい、是亦御尤もでございます、併ながら言ふべきに言はざるに於ては却つて又不利益のこともあらうと思ふ「殷紂默々として亡す」と云ふ言葉もあるから、默つて居るが故に不利益の事もあり得る事でありますから若し私が御尋します事に付て御答をなさる事が國家の不利益と云ふ事ならば已むを得ませぬが、言うた方が寧ろ宜いと云ふ事がありまするならばどうか此外交の事に關しても唯今の教育の事に關したるが如く御丁寧なる御答辯を煩はしたいと云ふ考でございます、而して私が第一に御尋いたしたいと思ひまするのは西比利亞鐵道の問題でございます、承りまする所に依りますると云ふと、東淸鐵道、烏蘇里鐵道と云ふやうな所謂鐵道全體に付きまして之を列國の共同管理の下に置くと云ふやうなる事に進んで居るやうに新聞でも承つて居りますが、此鐵道の中、日本の既得權に屬して居ると見るべきものがあると存じて居ります、即ち大隈內閣のとき其約束が出來て居る筈でございますが、此長春より松花江に至る間は是は其形式的に於ても實質に於ても約束が成立つて、取引は濟まないでも權利と云ふものは帝國に於て得て居る、故に即ち既得權になつて居ると考へるのでございます、「クルペンスキー」の國際上の地位は唯今に於て何であるかと云ふ御尋をしたら、問ひます私も餘程疑を懷いて分らない位でございます、問題はむつかしいのでございます、さう云ふ細かい所まで立入らずとも此「クルペンスキー」の全權を以て其當時約束し、又日本が其時に於ける所の駐箚大使を以て約束せしめ、日露の間に得た既得權と云ふものが法律の上から見ても、亦所謂法律以外の德義の問題と致しましても、日本が既得權を有つて居ることは何等疑がないと思つて居ります、而かも此權利なるものは西比利亞に出兵したる以前に於て成立して居るものである、西比利亞出兵の際、單り日本のみならず外の國にも共に出兵いたし、其出兵したる國々が其所謂盡力したる結果其他の點よりして共同管理と云ふことを主張すると云ふことは或は理窟があるか知れませぬが、其共同管理の原因たる或は西比利亞出兵と云ふやうな問題以前に帝國の既得權として存してある其部分に對して尙ほ今度成るべき所の協定に於きまして共同管理の下に其既得權を置くや否やは問題である、若しそれが斯の如き所の既得權に

なつて居る所のものを共同管理の下に置くと云ふことでありますれば、何等言ひ前のない西比利亞出兵以前にあつたところの日本の取つた既得の權利に對して言ひ前のない此の共同管理をせしむることになるのではないかと思ひます、此點は極めて重大なことゝ思ふのでございますから、御差支のない範圍に於て御說明が願ひたいのでございます、所が西比利亞鐵道問題に付て今まで御答辯の所を見ますと、今や話が進行中であるから言ふことは出來ぬと云ふやうに御答へになつて居ります、が併し斯の如く重大なる問題になりますと云ふと、既に極つた後では手遲れになるのでございます、若し此事柄がさう云ふ心配がない、日本の既得權は確かなものであると云ふ御言明があれば宜し、又それでない場合に於ては國家の爲に憂ふべきことでございますから、腹藏ない御話を願つて國民の了解を得るやうにして戴きたいと云ふことを希望するのでございます、而して今度は此日本の既得權に屬する所より以外の鐵道に付て申しますれば、それを共同管理の下に置く、斯う云ふことですな、此談判が濟んで居るとすれば仕方がないと考へますけれども、元來遠隔なる所の歐羅巴の國々が西比利亞の方へ少數の兵を出したと云ふことを以てからに、均霑的に或る權利に均霑すると云ふことだけの範圍まで向ふが進んで來ると云ふことは已むを得ないとするも、それより一歩進んで管理權まで取ると云ふやうな態度を執つて居ると云ふに際して彼此地を代へて日本の方が歐洲諸國に於て斯の如き權利を主張して御出でなさるのかどうか、即ち「ボスポラス」海峽「スエズ」運河と云ふやうな場合、是も英吉利が埃及を領有すると云ふことを戰爭後宣言した以後に於て其「スエズ」運河に付ての規則の改正が出來ると思ひます、さう云ふ場合、其他「キール」運河「ダーダネルス」海峽「アンチバリー」等もあります、河で申せば「ライン」河「ダニユーブ」河と云ふやうな河がございます、斯の如き場所に於て日本が歐羅巴の如く、歐羅巴が極東に於て權利を主張するが如く矢張りこちらも向ふに對して積極的の政策を執つて割込む、割込むと云ふと語弊がありますが、恰も西洋が極東に對すると同じ態度を御執りなさる、積極の態度を御執りなさるのであるかと云ふことを承はりたいのでございますそれから西比利亞鐵道に續いて御尋ね致しますれば松花江、黑龍江の航通權と云ふ事に付て何等か御話になることの材料を御持ちでございますならば承はりたいと思ふのでございます、それから第二に御尋ねしたいことは、是は主として總理大臣閣下に腹藏ない御話を承りたい、是は西比利亞出兵と撤兵と云ふことに關して承りたいのでございますが、問題が極めて「デリケート」でございまして誠に申しにくいのでございますが、ちよつと斯う云ふ意味であります、西比利亞出兵と云ふことに付きましてはです當初非常なる反對がありましたのでございます、今日に於いても尙ほ西比利亞出兵と云ふものに付いて是は出兵すべからざるものでありしと云ふ考を有つて居らるゝ方もあるかも知れない、承はれば總理大臣閣下も內田外相も、兩閣下とも共に出兵に反對の御意見でありしが如くに承はつて居るのでございます、其の御意見が今日も繼續して居て日本が西比利亞に出兵したのは出兵すべからざりしに出兵したのである、言ひ換へて見れば要らぬことをしたのである、又兵の數も初めよりより大なるものを出したと云ふことは、尙更要らぬことの上塗りをして餘計なことをしたのである、斯う云ふ論理になると其の結果は國際の上から見て非常に大なる影響を及ぼすと考へて居ります、國內問題は別でございます、そこで吾人が大に注意して居りますのは、講和會議に於ける日本の地位は如何なる地位に在るかと云ふ點でございます、日本が世界大戰爭に貢獻すること大なれば大なる程日本の所謂講和會議に於ける地位は向上する次第であります、而して日本が世界戰爭に貢獻したと云ふことに付ては人々に依つて色々考へがあるやうでございます、西洋人の或者の如きは日本は遠隔の地に居て戰爭の苦痛を感ぜず、而して交戰國の仲間に這入つたと云ふ名目を以て利益だけを取つて居る、斯う言ふて日本は何等貢獻することなきが如く申す西洋人もあるやうでございますけれども此件たるや今日は世界でも認めて居りませぬのでございます、日本は海軍に於きましては誠に偉大なる貢獻を致しまして、是は英吉利なり佛蘭西なりの强國が皆認めて居るのでございます、陸に至つてはどうであるかと云ふと、靑島の戰爭に於て帝國の陸軍が非常なる所の功を奏したと云ふことは、是は世界が認めて居る所でございまするが、進んで西比利亞出兵と云ふことになるとどうでございませう、若し出兵をすると云ふことが不必要なことをしたのであると云ふ考へが日本の中に在つたとすれば、即ち要らぬ事をしたと云ふことに之を論定すると云ふことになりますと云ふと、日本の世界に貢獻した所の海陸の中の陸の一部分は大に低く勘定されねばならぬと云ふ結果になります次第であります、でさう致しますると云ふと折角日本が多數の犧牲を供して、さうして西比利亞に於ける秩序を恢復したと云ふやうなことが、どうもそれ程に値打を置かれぬと云ふことになるのではなからうかと思ふのでございます、是は日本の立場として大に不利益ではないかと思ふのでございます、勿論講和會議に臨みまして多きを望むべからずと云ふ考へが御ありなさるやうに承つて居りますが、十の功績をして十よりより以上の十二分の効果を求めやうとすることはいけない、多きを望むのは宜しくないと云ふことは其意味に於て正確であらうと思ふ、併ながら十の功績をして十だけ効果を望むのは何等論のないことでございます、而して十の功績をして自ら八しかしない、二だけ割引をするに至つては國家の爲に不利益であると云ふやうに考へるのでございます、西比利亞出兵と云ふことが假に當初に於て反對すべき理由がありましても之を實行した上に非常なる効果があつたとすれば則ち其西比利亞出兵なるものは出すべきものであつたのである、斯の如き効果を得るには是だけの出兵をせねばならなかつたと云ふ、所謂論理であると云ふてはおかしいかも知れませぬが、効果の上から見て是だけの成績を得るには出兵を認めなければならぬと云ふ結論になると思ふのでございます、斯るが故に貴衆兩院に於きましても西比利亞遠征軍に對して感謝の意を表して居る、即ち聯合軍と共に活動して殊に貴族院の場合に於ては敵軍を掃蕩すると云ふ言葉さへ使つて居るやうな譯でございます、大に力を盡した、それに對して謝意を表して居ると云ふのでございます、此謝辭の意味と云ふものも矢張り爲すべき事を爲した爲すべき場所へ行つて爲すべき事を爲したと云ふ意味で斯う感謝の意を表して居るのでございます之に對して陸軍大臣、海に於ては海軍大臣其遠征されて居る司令官の方より答禮が來て居りますが、要するに是等の考へはです、皆日本が爲すべき場所に於て爲すべき事を爲したと云ふ意味であるのでございまする、すると云ふと此出兵と云ふことに關しては、原首相は初めどう御考へになつて居つたかは存じませぬけれども、今日其効果から見れば出兵すべき所に出兵して、さうして日本は大に世界に貢獻する所が陸の方面にもあつたと云ふことに御考へになつて居るであらうと私は解釋して居るのである、故に約言すれば私の唯今申したやうな具合に、初めにどう云ふ御考があつたか知らぬけれども總理大臣として御臨みになつて居る以上は、此西比利亞出兵と云ふ事に付て、日本は非常なる貢獻をなして居るものであると云ふことに御了解になつて居る、斯う云ふ意味であれば私は安心するのである、若しさうでなくして出兵をしたのは要らぬ事をしたのである、それであるから成るたけ早く撤兵をすると云ふ意味ではございますまいか、さう云ふやうな談解をしたならば日本として甚だ不利益な話で、さう云ふ懸念がありまするから誠に言ひ悔いことでありますけれども、私共の安心が行くやうに御答を請ひます、私自身は西比利亞出兵と云ふものは適當なる行動を適當なる所になして、偉大なる効果をなして居ると斯ふ思ふて居る、御參考までに申しますが去年十二月十九日に露西亞並に獨逸の方に關して非常なる智識を有つて居る所の「ロード、ミルナー」が意見を發表して居ります、其發表されたる所の意見に依りますると云ふと、是は「インターヴエンション」と云つて居ります、露西亞に於ける干渉と云ふものは、獨逸を破ることに於て事實的に大なる貢獻をなしたのであると云ふことをはつきり言ふて居る其意味は英吉利の出兵は少かつた、其他の國の出兵も多くなかつた、日本は大に力を盡して居る、斯の如く聯合軍が進んで行つて過激派の勢力と云ふものを鎭壓し、獨逸の俘虜と云ふものを押へて仕舞つたと云ふことに依つてからに、西比利亞の秩序を維持したと云ふことが、遠く西部戰線の方にまで影響を及ぼし、即ち獨逸をして大に後を顧みねばならぬやうな風にした點に於て、獨逸の敗北をなさしめたものであると云ふことを申して居ります、此言葉に依りますと云ふと、西比利亞に出兵したと云ふことは日本のみの問題ではありませぬ、聯合軍と共々になしたと云ふことでありますから、西比利亞に出兵したと云ふことは日本だけで見ても爲すべき事を爲したものである、又聯合國から見ても聯合國の兵の出

し方は極めて少いものであつたにしても、矢張り爲すべき事を爲した、獨逸を敗北せしむるに大なる貢獻があつたものと、斯う少くも「ロード、ミルナー」は解釋して居るものと見るのであります、でありますからして、うか〳〵日本の出兵と云ふことは甚だ不都合であつたと云ふことを申すと云ふことは内に於て自ら卑下するのみならず、聯合軍の行動を代つて卑下する虞れがあると思ひますから、私は西比利亞出兵と云ふことは誠に適當なことを爲したものであると思ふが、それに付て解釋の付くのは構ひませぬ、即ち「チェック、スロヴァック」を援けるのである、過激派を鎭壓して北の方の秩序を恢復する、私はそれ以上に良いと云ふ考を有つて居りますけれども、それだけでも日本は爲すべき事を爲したと云ふ意味に於て日本が世界に貢獻したと云ふことに解釋したいと思ふて居りますが、此點に對し總理大臣は如何に御考へになつて居るか、どうぞ簡單に成るたけ簡單の方が宜しうございますが御說明を願ひたい、而して此撤兵のことに付て申上げたいのですが、撤兵のことに付て斯う云ふことがありますのですね「絕對的に必要なる限度に止め苟も此限度を超過するものと認めらるゝ兵員は著々從還することと致しました」此撤兵と云ふことは西比利亞の方も秩序が付いたから、先づ最少限度だけは駐めて置いて、こちらの方に兵を段々と還すと斯う云ふ意味でありますが、併し此論理は斯う云ふことだらうと思ふ、必要が無くなれば撤兵を多くしてどん〳〵還す、必要が今と同じであるならば今通りにして置く、必要が殖えたならば又出兵すると云ふことの論理が、是に合して居ると解釋して宜しうございますか、其點も承つて置きたいのです、而して又此出兵のことに付て、もう一つ是は陸軍大臣に御答を願ひたいのです、海軍の方では日本が非常に貢獻したと云ふことに付て、著々と其報告をなされて居ります、現に昨年の一月に於て其公表をなされたこともありますが、以前に於て倫敦「タイムス」に於て公表されたこともあります、最近に至つても其公報を報道されましたが、西比利亞出兵のことに付てはどれだけの貢獻をしたものであるかと云ふことを、了解する事の材料を餘り世間では知らないやうである、是が誤解の基であらうと思ひますから、それはどう云ふ事柄になつて居るかと云ふことを質問する次第でございますからして、今日材料を御持ちでなければ、或る他の場合でも宜しうございますから、先づ此出兵に關する經過と云ふことを御話になつて日本が非常に貢獻をしたと云ふことが、どうか我々に能く分るやうにして戴きたいと云ふことが、是が陸軍大臣に對する所の質問でございます、それからして第三に御尋ね致しまするが、此露國の將來と獨逸の將來と云ふことに付て私は大なる疑問を有つて居るのでございます、外務大臣の御說明中に百年の長計と云ふことを仰つしやつた、又講和問題と云ふものは獨り當面の交戰國間の問題に限らずして、永久の平和と云ふことも仰せられて居る、其點から考へて見ますると云ふと露國の將來が如何になるか、獨逸がどうなるかと云ふことは、非常に今日までも既に十分に研究が積んで居らねばならぬ問題と思ふのであります、そこで私の心配いたしますのは露西亞は、歐羅巴露西亞は今混沌たるものである、幸に西比利亞の方に於ては「オムスク」政府と云ふものが成立つて居つて、是は確かだらうと御考へになつて居りませうけれどもそれが果して當てになりまするでございませうか、如何でございませう、西比利亞を一の緩衝地帶と致しまして、他の有力なる歐羅巴の勢力と極東との間に於て、一つの緩衝地と云ふものを拵へる事が出來れば何より結構と思ひますけれども併し吾人の憂ふる所は露國は露國だけではどうして見ても成立つて行かぬと云ふことからして、獨逸と將來は聯合するだらうと思ふ、外務大臣の御說明に依ると云ふと、獨墺は壞崩したと云ふことを仰つしやつて居りますけれども、獨墺の壞崩は現在の唯今の眼前にある形態を云ふだけに過ぎないものであります、戰後に於て獨逸の復興と云ふものは非常に早いのではなからうかと私は思ふ、普佛戰爭の後に於て佛蘭西が思つたよりも早く勃興いたしたと云ふよりも、より早く獨逸の方が再興すると云ふことがありはせぬかと思ふ、さうすると云ふと獨逸なるものと露西亞なるものとは、英吉利が如何に奮發しても、佛蘭西が如何に奮發しても、亞米利加が如何に努力いたしましても、迚も露西亞が獨逸を頼むと云ふ、其頼むと云ふことに代るだけの事が出來ぬだらうと思ふ迚も英佛米の力では露西亞と手を握り切ることが出來ないので、詰り露西亞は獨逸と云ふものはつい隣同士で、食糧關係經濟關係、どうして見ても聯合して仕舞ふと思ふ、聯合して仕舞つた時に復興の力が非常に強いものと見ますると、其の強いものが果して今日成立ちつゝある所の「オムスク」政府を其の儘にして置くかどうか、緩衝地帶と西比利亞をすることが出來るか否やと云ふことを考へて見ると、非常に憂慮に堪へないやうでございます、是れは私が獨り考へ出したのでございませぬ、斯う云ふ說が亞米利加あたりでは澤山出て居る尤もの心配と思ふのでありますが、どうか斯う云ふ事の點に付いて國家百年の長計に稽へ、世界永久の平和を念とされて居りまする方に於ては、相當の御研究が積んで居ると思ひますから、どうか御說明を願ひたいのでございます、次に伺ひたいのは國際聯盟の話でございますが、是れは其御尋ねも簡單に致しまするが「ウヰルソン」の十七箇條の第四に之を申して居ります、而して「ウヰルソン」が去年申しました其前に一昨年の四月二日に於て斯う云ふことを言うて居るのですね鞏固なる平和聯盟は「デモクラチック」なる國民の聯結にのみ依りて成立すべきものなりと云ふて居ります、それから又二三日前の「レオン、ブルヂョワ」の言ふ所に依ると矢張り同じやうな事を言うて居りますので、詰る所民主的政府でなければならぬ、責任内閣を有するものでなければならぬと云ふことを言つて居るのでありますが、是れ頗る重大な問題でありますが、政府は是等の點に付て何等か覺悟を御決めになつて居る所があるのでございますか、如何でございますか、內田外相の御言葉の中にも日本帝國は自ら其歷史と云ふものがあると云ふことを一言仰つしやつて居るのでございますが、日本は自ら歷史があるのでございます、其言葉の中に略々私は了解して居るのでありますが、念の爲に斯かる事ははつきり仰つしやつて下すつた方が國家の爲であると思ふのでありますから、ちよつと御尋ねいたします、それからもう一つ國際聯盟で懸念のあることは人種的問題であります、人種的問題で所謂異人種を排斥すると云ふやうなことになつたならば、是は國際聯盟に這入つても非常に不利益なことがあるだらうと思ひます、現に永代借地權の問題に付ても苦い經驗を有つて居りますので、其點は注意すべきものではないかと思ひます、併ながら是は能く考へて見ますと假令國際聯盟に關した條約を萬國の間に結んでも其條約が亞米利加の各州に適用が出來るかどうかと云ふと、適用が出來ないのだらうと思ふ、即ち條約が出來ても各州に適用しないで相變らず日本人を排斥すると云ふことは已むを得ないだらうと思ふ、法の適用の結果から言うて……、さうして見ますと茲に國際聯盟に人種的の區別を撤去せよと言うても効果は少いものと思ふ、亞米利加には……去りながら斯の如き機會に於て之を言ふことは極めて適當なことであると思ひますが故に、國際聯盟と云ふものに若し這入るとすれば、其點に付て十分の考慮を加へて居られるのであるかどうかと云ふ其點を承りたいのであります、尙ほ此外に軍備の制限、徵兵令のこと、或は海洋の自由と云ふやうな問題に付て御尋いたしたいと思ふのでございますが、私一人で餘り皆樣の御質問の時間を減らすのも甚だ恐縮でございますから、私が重もに重要と考へた點だけに限りまして、是で質問は止めて置きますが、どうか御差支ない範圍だけの御答辯を願ひたいと思ひます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君） 唯今高橋君より縷々御質問がありましたが、簡單に私より御答すべきことは私より御答いたして置きます、講和條件に付て言ふことが出來るならば、それを示してはどうかと云ふ御質問に聽取りましたが、講和會議は最早開かれ、豫備會議に著手して居る今日であります、成程列國に政治家は色々なる概括的抽象的意見等は發表して居りますけれども、此講和會議に如何なる案を提出して如何なる條項をどうすると云ふことは發表して居るのを一向見ませぬ、帝國政府に於ても講和委員を彼の國に送りまするに付ては、直接我國に關係の是々の案件に付ては斯樣に主張を致すが宜しい、若し斯う云ふ論が出たら斯樣にするが宜しい、其他列國より提案して居る所のものも斯樣なる案が出たならば斯う云ふ處置を執る、斯う云ふ言論を主張するが宜しいと云ふやうなことを、想像し得られる限りに於て總て細大訓令を持つて委員は出發いたしたのであります、併ながら此條項……此條件を今日公表いたすと云ふことは甚だ國家の爲に不利益なりと考へまする、相手はある、相手には敵國もあります、同盟國と申しまして意見を闘はすに於ては色々の事があらうと思ひますから、遺憾ながら此條件等を公表する事は出來兼ねまする、併ながら方針としては極めて抽象的な話ではありますけれども、此會議に臨む

のに公明正大なる考を有つて參りたいと斯う云ふ趣意であります、正義人道などと申したのも詰り我國に於ては色々なる欲望等を有つて私心を挾んで此會議に臨む積りはないと云ふことを列國に公表いたし我國の態度を宣明するの必要なることを考へましたから、左樣なことを申したのであります、西比利亞出兵のことに付て色々御說がありまして斯う云ふ風にして置くが宜しいぢやないかと云ふ樣な御注意の點があるやうにも聽きましたが、又私なり外務大臣が之に反對の意見のやうだが、さうでなくした方が宜しいと云ふ風に聽取りましたが、是は私は何等作爲して茲に申す必要はありませぬ、又私は此出兵不必要なりと云ふ意見を發表いたしたことは未だ曾てありませぬ、どう云ふ譯で私は反對なりと御推測になつたか知れませぬけれども、茲に意見があるとすると外交上重大なりと考へましたが故に、斯樣なことの意見を發表したことはございませぬから、此御懸念だけは御除きを願ひたい、而して此出兵いたした趣意は當時政府に於て中外に宣言いたしました、是は即ち出兵の趣意であります、其宣言は「チェックスロバーク」の救濟と獨墺俘虜の勢力を掃蕩すると云ふことであるのであります、隨つて是に必要なる兵を出したと云ふことに相成るのであります、出兵の目的甚だ明瞭であります、列國も亦此宣言を受取つて其趣旨を誤解なく了解して居るのであります併ながら色々な國は色々な批評を銘々にすると云ふことは是は何れの場合に於ても國際間に免れませぬが、色々な考の人もありませうが、我國の出兵の趣意は是れである、それから撤兵の趣意であります、不必要なる兵を出した不必要なりと云ふ論を有つて居るから撤兵いたしたではあるまいかと云ふ御懸念がありましたが、左樣な趣意は毛頭ありませぬ、元元此出兵は唯今申したが如き趣意に依つて即ち「チエックスロバーク」の救濟と獨墺俘虜の勢力の掃蕩を目的として出兵いたしたので、此宣言の趣意は此目的を達すれば撤兵をする、何等露西亞の內治に干涉する意味も何もないのである、斯う宣言には明瞭に示してありますから既に「チエックスロバーク」の救濟の目的を達し、獨墺俘虜の勢力を掃蕩いたしたと云ふ以上には撤兵して宜しいのであります、何も武裝いたした多くの兵を此所に置くの必要はないのであります、併ながら今日直ちに全部の撤兵を行ひましたならば、忽ち彼の地方は騷亂の巷と相成るでありませう、故に秩序を維持するだけの兵は殘さなければなりませぬから、之に必要なるだけの兵を殘して、他は撤兵すると云ふ決心でありまして、左樣に取計ひ且又左樣なることは、是亦列國に公表いたして居る、故に私は當議場に於ても彼の地方の秩序を維持するに必要なる守備兵を置いたので、他は送還いたしたと、斯樣に報告を致した次第であります、其他の事は外務大臣其他より御答いたします。

○議長(公爵德川家達君)　休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時三十五分開會

○議長(公爵德川家達君)　是より午前より繼續したる會議を開きます、外務大臣內田子爵。

〔國務大臣子爵內田康哉君演壇に登る〕

○國務大臣(子爵內田康哉君)　高橋君の御質問に對しまして御答を致します、大體は總理大臣より御答を致しました、聊か補足の意味合で私の記憶に存して居る點々に對して御答を致します、第一は西伯利亞に於ける鐵道問題に對しての御質問でございましたが、此鐵道問題は西比利亞方面へ列國と共に共同出兵を致しました結果として起つて居る問題であります、即ち「チエックスロバーク」を助けむが爲に英、米、佛、伊及支那是等の國と共同いたしまして出兵を致しました、即ち其出兵を致しました事情の必要に迫られ一は……又他には西比利亞に於ける露國民の誠に困難な狀態に陷つて居りますのを救濟せむが爲に、西比利亞の鐵道の運行の敏活を圖る必要が起つて居ります、更に今日の西比利亞に於ける鐵道の狀態は誠に不完全な狀態にあります、此運行の敏活を圖らむとするのが趣意であります、御承知の如く東淸鐵道と申し、又烏蘇里線と申し、或は黑龍江線、後貝加爾線、共に是は東淸鐵道を除くの外は露西亞の鐵道でありまして、東淸鐵道は露西亞と支那との合辦の鐵道である次第でありますから、此問題に關しては或る一國が……他の一國が之を管理するとか之を自分の物にすると云ふ問題は起つて居ない、共同出兵の結果と致しまして、此運行の敏活を圖ると云ふ點に對しましても、出兵を致しました國々の間に共同的に相談をするのが當然のことであらうと思ひます、即ち其趣旨に據つて唯今七箇國の間に協議をして居る話でございます、然るに其協議はまだ完結を致しませざるが故に、茲に此問題に對して是以上の辯明をすることは出來ぬ、唯先刻高橋君の御心配になりました點は萬々ないことゝ御承知を願ひたい、此問題に關聯しまして、尚ほ長春より松花江に至る鐵道に關して御質問がありましたが、此鐵道に關する日露の間の交涉は大隈內閣時代に起りましたことでありまして、私よりも高橋君の方が能く其事情を御承知になつて居ることゝ思ひます、此鐵道に對する日本の權利が果して既得權と稱し得べきや否やは、是は寧ろ博士の御意見に委せた方が安全でありはしないかと思ひます、縱んば是が既得權を設定し得たるものと致しましても、唯今七箇國の間に協議中の鐵道問題とは何等の關係もありませぬ既得權があると致しましても、之を侵害するやうの虞は毛頭ございませぬ、それから其次には矢張り此鐵道問題に關聯して斯る事を或は歐羅巴若くは世界の他の方面に於て日本が積極的に何か要求をして居るかと云ふやうな御趣意に聽取りましたが、さう云ふ要求をして居る例はございませぬ、唯今は尤も同樣な事柄が世界の他の方面に起りましたならば、無論日本としては今日他の各國が此鐵道協議に參加して居りますやうに同樣の參加をし得ることと思ひます、又他の國々も喜んで之を承諾することゝ思ふ次第であります、其他「ダーダネルス」若くは「スエズ」の海峽の如き問題に對しましては、無論日本として若し此問題が講和會議に上ります時には所謂海洋の自由の主義に依つて世界に是が開放されむことを希望する次第であります、「スエズ」の問題に付ては御承知の通り是は戰前より色々條約の關係があります「ダーダネルス」の問題に付ては主として是迄は露國が、其問題の關鍵を握つて居つたやうな次第でありますが、今日の露國の狀態に於ては昔の通りの世界に要求を提出するやうなことは私はなからうと思ひます、即ち露國の帝制が倒れて臨時政府が起り「ケレンスキー」時代に於きましても、此「ダーダネルス」の開放と云ふものは大問題になつて居りました、當時の外務大臣の「ミルコフ」の如きはどうしても、「ダーダネルス」は露西亞に於て占有しなくちやならぬ、侵略主義を排し土地併合を排した政府でさへも「ダーダネルス」だけは持つて居らうと云ふ主張をしたので、其爲に彼は遂に他の閣員の反對に會ひまして外務大臣の職を去つたやうな次第でありますが、露國が統一を致しましても昔時の通りに「ピートル大帝」の遺訓と云ふことを持出して此「ダーダネルス」は世界の開放に……開放されると云ふことを防害するやうなことは私はなからうと思ふ、斯る問題が提起されました時分には日本は是が世界に開放されむことを希望いたして居る次第でございます、それより松花江及黑龍江の航通權に關して何か報告があるかと云ふことでございますが之に對しては何等の報告も御提供する譯に行きませぬ、唯是も唯今の「ダーダネルス」問題若くは「スエズ」の問題と同樣に矢張り世界一般の交通に向つて開放されるやうな事柄が生ぜむことを希望して居る次第でございます、其他出兵の事に付きましては總理より御答を致しましたから、私からは申上げませぬ、尚ほ露國及獨逸の將來に關して御說がありまして、是は御說の通り誠に重大な問題でありまして、露國及獨逸が將來如何になるかと云ふことは、凡そ何人も確答をすることは出來ないことと思ひます、然れども若し露國舊帝制的の侵略國となり、又獨逸が「カイゼル」流の侵略主義國となつて此兩方が合體するやうなことがありましては、是こそ世界の大戰爭を再び惹起すべき問題であります、此問題に對しましては凡そ今度の講和會議の中の最も重要なる問題になると私は思つて居る、即ち露國に獨逸の勢力が及ばないやうな工夫は必ず獨逸を敵として起つた列强の間の最も愼重な考慮を費すことゝなるかと思ひます唯日本の政府と……日本と致しましては何卒一刻も早く露國に統一的の政府が出來ることを希望するより外はありませぬ、それ故に唯今比較的に望のある「オムスク」政府には列强としては出來る限りの援助を與へて居る次第でございます。是が果して露國全體に亘つて統一的政治をなし得るに至るや否やは、今日の所に於ては確言することは出來ませぬ、何卒其域に達せむことを希望して居る次第でございます、最後に國際聯盟のことに付て御質問がありましたが、是は唯主義としては凡そ何人も異議がない問題であらうと思ひまする、即ち世界永久の平和を樹立せむが爲に何かの方法を以て將來再び今回の如き戰爭を防止しやうと云ふのが國際聯盟の主眼とする目的と思ひます、此目的には何人も共鳴して居ることだらうと思ひます、唯今日迄は果して如何なる形を以て此聯盟が造られるかと云ふことが分

りませぬに依つて、本席に於て何等の御答も致すことが出來ませぬ、尙ほ之れに附帶致しまして人種區別問題の御質問がありましたが、是は帝國と致しましては差別的待遇は一時も早く世界の各方面に於て終熄せむことを希望して居る次第は申す迄もない話でありますが、此の問題たるや、是迄の成行きもありますし、且は海外在住の幾十萬の邦民に直ちに影響を及ぼす問題でありまして、其休戚利害ほどこ迄も研究を要する問題と思ひます、誠に重大な問題でありますから、此問題と國際聯盟との關係が如何であるかと云ふことは、國際聯盟に對する提案が出ませぬ以上は其關係に付ても何等申上げることは出來ませぬ、左樣御承知を願ひます。

「國務大臣田中義一君演壇に登る」

○國務大臣(田中義一君)　唯今高橋君より陸軍の軍事行動の經過を述べられたいと云ふ御希望がありましたが、此軍事經過の概要は、兩三日前御手元に差出して置きました帝國陸軍露領出兵經過の概要と云ふ冊子が差上げてありますから、能く之を御覽下さいましたら筋道は能く分ることゝ存じます、又陸軍の出兵したる所の効果と云ふことの御希望がありました、是も私が曾て世界大戰に對する帝國陸軍の貢獻と云ふことは世間に發表して置きましたことがあります、取分けて此冊子に載せてありませぬことだけを申述べて置きます、それは第一に、彼の「チェックスラバック」を救援を致しますことは、單り軍事行動で救援をしたのみならず、極東に分離して出て來ました「チェック」を再び西方に……彼が友軍と聯絡する爲に武裝しまする兵器彈藥までも、此日本から供給を致して居ります又主として「バイカル」以東に於ける、所謂露西亞の健全分子即ち反過激派の武裝と云ふものも、多くは日本の供給に依つて彼は武裝をして居ります、又近くは佛蘭西政府の要求に依つて、西方に居ります「チェック」の爲にも多大な兵器を供給して居ります、此陸軍の現實に出兵を致します以前、露國にどれだけの兵器材料を供給して居るかと云ふことは、皆樣既に能く御承知のことであります、要するに此經過の概要に書いてあります如く、帝國陸軍が八月の中旬から出發を致しまして、既に九月の二十二三日には、烏蘇里線から「ハバロフスク」を經由して、遂に黑龍江一帶の地方は、僅に一箇月足らずの日子を以て、約三百里に亘る徑路を踏破して、速に「バイカル」以東の秩序を恢復し、殊に多數の獨墺俘虜の勢力を背景として、寧ろ背景と致しますよりは、彼等が露骨に戰鬪に從事し、乃至は戰鬪の指揮を執つて居りました過激派を、此少日子の間に掃蕩をして、速に「バイカル」以東の秩序を恢復し、又此秩序は獨り恢復して居るのみならず、今日は其秩序を保つて居ると云ふことは、日本陸軍の全く雙肩に荷はれて居ると云ふ今日の狀態であります、而して先刻も高橋君の仰せになつた如く、日本が出兵をしたと云ふことは、獨逸に對しては多大な恐怖心を惹起させたと云ふことは申すまでもないことであります、要するに今回の帝國陸軍の出兵は現實は「バイカル」以東でありますけれども、是が延いて全西比利亞の秩序を速に恢復しました上に於て、多大なる貢獻を致して居ると云ふことは、是も亦列國軍の認めて居る所であります、其邊は尙ほ此小冊子を御覽下さいましたならば、經過の筋道は大要御了解下さることと存じます、私は是で……

○高橋作衞君　私の質問に對しまして、總理大臣の御答になりました中で出兵は不必要と云ふことを言つた覺えはないと斯う仰つしやつたのは、非常な快感を感ずる次第であります、其他に於ては餘り抽象的で滿足を得ませぬが、外務大臣の御答辯は、割合に詳細に渉つて居ります、此答辯は一々承服は出來ませぬのでありますが、是より以上質問を繼續すると云ふことは議論に渉ると思ひますから、是は又他の時機に意見を述べることに致しまして、私の質問は是で止めます。

○議長(公爵德川家達君)　山脇玄君。

「山脇玄君演壇に登る」

○山脇玄君　私は、現內閣の綱領でありまする國防と殖產に關する問題に付て御尋ねを致したいのであります、歐亞の大戰も漸く終了を告げる事になりましたが、今後我國が列强と對立して、其體面を保持し其威權を發揮せむとするには、申す迄もありませぬ富國强兵に依らねばならぬ、さうして兵と富とを創造し、且つ之を增大して行かむとするには、詰り民衆の力に待たねばならぬ、果して然りとせば、彼等の心身の向上發展を圖ると云ふことが、最も急要の事業である、是には何人も異存なき所であらうと存じます、そこで我國今日の彼等の狀態はどうであるかと顧みて見まするると、一面、體位……體格保健の方面に於きましては、壽命の上にも、死亡の上にも、殊に青年女子及一年未滿の乳兒死亡率の上にも甚た憂ふべき現象を示して居る、他面民衆の普通敎育の方面に於きましては、極めて不完備で、不就學兒童が非常に多いのであります、斯る狀態でありますると、平時に於きましては徵兵の上に、將た又殖產の上に甚しき惡影響を及ぼしますし、戰時に於きましては、軍需工業動員法を運用する上にも尙ほ一層惡結果を見るに相違ありませぬ、本月十三日發布の閣令の如きは即ち此惡結果を避くる爲の豫防手段に外ならぬと察せられます、斯かる現狀の救濟すべき現在の設備はどうであると申しますと、各方面に亘つて多少觀るべきものゝ無いではありませぬが未だ甚だ幼稚である、故に此際朝野の力を是に集中して、成るべく急速に其完成を期せねばなりませぬ、若しさうせずして之を等閑に付し自然の進行に放任して置きましたならば、戰時と平時とを問はず、各國との競爭に於て到底優越なる地位を占めることが出來ぬばかりでなく、必ずや劣敗者たる不幸を見るに至るでありませう、近來知識階級の一部に於きまして、今や世界を風靡しつゝある民本主義の襲來を憂へられて、頻に之が豫防策を講じて居らるゝやうであります、或は古來の家族制度の維持に全力を注がねばならぬとか、或は國民の精神統一策を立てねばならぬとか、或は敬神崇祖の觀念を彌が上にも發揮せねばならぬとか言つて、急つて居られるやうでありますが、此民本主義の解釋は人に依て千差萬別一定して居りませぬ、米國などに於きましては多種多樣な勝手な定義を附しまして論議されて居ります併ながら我々大和民族は古來の歷史傳說等に依りまして民本政治と云ふのは民衆の安否休戚を本として政を爲すと云ふ意義に解釋をして居るのであります即ち此意義及精神紀綱の統一は我が皇室の大御心、殊に先帝の五箇條御誓文、並に敎育勅語等に於きまして日月の如く明瞭であるのでありますから我々臣民たる者は協心同力、多々益々民衆保全の道を實現して進み行きさへ致しましたならば、それで宜いので何も今改めて新たの方策を講ずるに及ばぬではありますまいか彼知識階級の人達も忠君愛國の至情があればこそ、斯くも苦心方策を立てむと努めらるゝのでありませうから、希はくは此努力を轉じて民衆の心身の向上發展に傾注されむ事を請ひたいのであります、さうなると、それが即ち彼人士達の希望に副ふ事になるのであらうと思はれます、今回の世界大事變に依りまして、戰爭は軍人階級の獨占的の事業でなく、國民的事業とならなくてはならぬ、即ち國民皆兵主義とならなくてはならぬ況して其後援者として女子も參加せねば耐久持續は不可能であると云ふ敎訓を我々に與へたのであります、詰り今回の戰爭に依つて社會組織の上に變動を來したものは、外にも數多くありませうが、就中著しく增大せるものは民衆の勢力であります、爲政者も資本家も多數勞働階級を無視しては、今後何事も出來ない事を切實に敎訓されたのであります、其結果と致しまして歐洲政治家の聲明する所は、一意專心社會問題の實行に努めねばならぬ事に一致したと云つて宜いと思はれます、玆に於きましては私は總理大臣、內務大臣農商務大臣、文部大臣に誠意誠心を以つて伺ひたい事があります、願はくは成るべく胸襟を御披きになりまして、現實の所を御答へ下さるやうに致したいのであります、それは結局社會問題に付てであります、言ふ迄もありませぬ、社會問題の中心點はどうしたなれば貧富の懸隔を減少せしむるかに在るのです、言ふ迄もありませぬ、社會問題の中心點はどうしたなれば貧富の懸隔を減少せしむるかに在るので過日臨時敎育調査會で、敎育の効果を全からしむるべき一般施設に關する建議と云ふものがありました其中にも社會の協調を圖り一般國民をして生活の安定を得せしむべしと云ふことがありまするが、是は丁度唯今述べまする所の趣意と、略々同意義であります、資本家と勞働者を調和せしむると云ふも或は工場法の制定或は勞働保險の設立と云ふも、要は貧困の狀態に在る彼等の生活を安固ならしめ、比較的富有なる生活を爲さしめ、併せて少くも普通敎育を施して、彼等の常識と經濟心とを養成せむとするに在るのであります、即ち質問の第一は、日用食料、殊に米價調節策に付てであります、前の內閣は米價問題が近因となりまして倒れたのでありますから、現內閣は何を措いても先づ第一著に此問題を解決せねばならぬのであります、此事に付きましては、過日の會議で農商務大臣から詳細なる或る議員に對する御答辯がありまして、承知を致しましたが、今玆に少しく御尋を致したいことは、其方策として開墾の獎勵、外米の輸入と云ふことに歸著すると云ふことでありましたが、其外……それは隨分永遠に亘つ

た方策でありまして至極結構ではありまするが、其他法令を以て米價を限定なさる御考がないか、或は精米を毒液である所の清酒釀造の原料に用ふることを制限若くは禁止なさる御考がありや否や、米の專賣を行ふと云ふ是等は最も此急に應ずる策、應急策でありまして、此際至極適當な方策ではなからうかと考へまするから、政府當局の御考は如何であるか之を伺ひたいのであります、第二は公設市場の事に付てであります、此日用食糧の調節に最も適切なるものは公設市場であります、帝都である所の東京市に於て今日まで消費者……我々消費者の爲になる所の市場の設けがないと云ふことは甚だ不注意ではありますまいか、今や時機は到來して居り、臨時救濟會より寄附金までもあると云ふので、俗に云ふ牡丹餅で頬を叩かれると云ふやうな此好時機に於て、何故に市の當局は躊躇して居るのでありませうか、恐らく市會議員を通して小賣商の反對があるのであらうが、市民全體の爲にするのでありまするから、そんなことにびく／＼するには及ばぬであらうと思はれます、我々市民の希望は數百萬圓と云ふ大金を掛て完全なるものを今設けやうと云ふのではありませぬ、寄附金の範圍內に於て先づ試驗的にやつて見るが宜いと云ふのであります、從つて今一時に小賣商までも廢しやうと云ふのではありませぬ、當分兩立させて置いて、さうして其結果に依つて段々完全なものにして行つたら宜いと云ふのであります、さうでありませぬと云ふと、今假に小賣商がなくなるとすると云ふと、却つて市民は大に不便を感ずることになるのであります、我々の希望を一言で申しますると云ふと、巧に遲くなるよりは拙くとも速く設けて欲しいと云ふことになるのであります、昨日此讀賣新聞の報ずる所に依りますると、市當局者は四十萬圓寄附を受けて居ると云ふ、私共の方はさう承つて居りましたが、四十萬圓の寄附金を以て購買組合の補助に充てることになるかも知れぬと云つて居ります、市當局者はさう云ふことを言つて居ると云ふことを新聞が報導して居るのであります、さうして其理由として居る所はどう云ふことであるかならば公設市場であつて見れば現金を以て買出すやうにせねばならぬ不便があると云うて、それが理由となつて居るやうであります、斯樣な事は一も理由とは私はなるまいと思ふ、市民の市場を希望して居るものは現金で買出しに行く位のことは覺悟の前であるのみならず、我國の購買組合はまだなかなか學理通りに良き品物を安價で供給し得る迄に發達して居りませぬ、是は恐らく諸君に於かせられましても御經驗がありませうが、私も共益社の組合員でありまするが、どうも市場に代るだけの効能があると云ふことは申されない、どうもそれだけの便利が今日ではまだ與へられないと考へます、此事に付きましては內務大臣は監督權の運用に依りまして、市民の希望を達せしむる御決心がないかどうか、其事を伺ひたいのであります、第三は細民の普通教育に付てゞあります、彼等の不就學兒童は非常に多い、彼等兒童にも少くとも普通教育を普及せしめて常に節制訓練が備はつて居りませぬと、折角働いて得た所の勞銀をむざ／＼飲食に徒費したり、濫に「ストライキ」騷ぎを起したりして、生涯悲慘なる境遇を脫することが出來ぬでありませう、故に普通教育だけは受けさして、常識と經濟心とを養成してやらねば、此生產の上に不良の結果を及ぼすのみでなく、遂には社會に害毒を貽す基となるのであります、又さうしなければ諸君御承知の明治五年の學制にあるやうに、邑に不學の戶なく家に不學の人なからしめむことを期すと仰せられた聖旨にも悖ることになりはしまいか文部大臣の前會の御話に今後高等學府を增設される御計畫があるやうでありますが、彼等細民兒童に對しても何等か御計畫があるか否か、其事を伺ひたいのであります、第四は勞働保險に付てであります、勞働保險は皆さん御承知の通り故「ビスマルク」公の創定になつた完全なものもありまするし、又現英國首相が之に倣つて制定したものもありまするから是等を取捨折衷して速に制定するが宜からうと思ひます、何を苦んで此切迫した時代に議論に議論を重ねて時を費やすのでありませう、實に此勞働社會に私は甚だ不親切ではあるまいかと考へます、で此法律があつてこそ彼等の位置境遇が始めて向上し安固となるのであります、此事は總理大臣に伺ひたいのでありますが、大臣は速に勞働保險法制定の御考であり、且つ唯今御著手になつて居るかどうかと云ふことを伺ひたいのであります、第五は衞生的の住所に付てであります、細民現在の住所は諸君も定めて御視察になつたでありませうが、濕氣が誠に深くして陰欝で日光が當らない、實に是ほど不衞生的なものは恐らく他にあるまいと思ひます、一戶平均五疊敷、まあ一戶五人と見ますと五疊に五人位まで居る一層酷いのになると二疊敷に十人位のものもあると云ふ狀態でありまして、何所から見ましても人間の住む所とは言ひ得ない、馬小屋にも劣つて居ると云ふ有樣であります、斯る狀態では益々是から發達して行かねばならぬ所の殖產の上に非常の影響を及ぼすであらう、甚だ我々國民としては心配に堪へないのであります、內務大臣は此事に付て如何に御考になつて居るか、又之に對する方策を御講じになつて居るかどうかと云ふことを伺ひたいのであります、第六は彼等の爲にする食糧安價供給所に付てゞあります、彼等の住所の附近へ持つて行きまして食糧安價供給所を設けて精々生活費を輕減せしめると云ふ必要が大にあるのであります、固より公設市場が設けられた以外に、それはそれとして、其外に彼等住所の附近に是等の安價供給所を數多く設けてやる必要が大にあるのであります　それは國家又は自治體が能ふだけ數多く設けて、彼等の輻輳時間の上に便宜を圖つてやると云ふことを忘れてはならぬのであります、それで內務大臣は是等の方策に對しまして如何の御考を有つて居られるか、又何か御計畫が有るか無いかと、云ふことを伺ひたいのであります、第七は職業紹介所に付てゞあります、親切な職業紹介所を設けまして、失業の憂なからしむると云ふ必要が今日大に迫つて參りました、今や世界の大戰も漸く終局を告げることになりまして、それ／＼失業者を出すに至りました、此際に於きまして、最も其必要を感ずるのであります、我々が希望いたしまするのは今日現在して居る如き不親切なものを希望するのでありませぬ、一たび新職業を世話いたしまして、それで相互關係がぴつたり絕えるやうな紹介所であつては、其効果が甚だ少いのであります、斷えず彼等をして、現に就いて居る所の職業が自分に適するや否やを通告せしめて、萬一不適當と認めました場合には更に適當の新職業に移らしめると云ふやうに、丁度親が子に對する如き同情心を以て、常に世話をしてやらねばなるまいと思ふのであります、親切丁寧に取扱つて、成るべく失業の悲境に陷らぬやうに注意を怠らぬやうにすると云ふのには、亦それにはそれ相應の管理人と云ふものが、必要になります、管理人其人を得ませぬと云ふと、折角設けました所の職業紹介所も其効が甚だ薄いと云ふことになりますから、或は同情愛護の念に富んで居ります所の有志婦人を以て之に充てると云ふことも亦考ふべき一方策であらうと考へます、諸君も御承知の通り英國では千九百九年に至つて、勞働紹介法と云ふものを制定いたしまして、紹介事業を商務省の管下に屬せしめ、中央の機關として勞働紹介總務局を設けて、全國を十一區に分つて、區管理局を置き、一管理局の管轄內に三四十の紹介所を設け、現に全國を通じて紹介所の數が四百內外に上ぼつて居り、此事業の爲に要する一箇年の國費は凡そ二百萬圓に達すると云ふことであります、斯樣に外國では職業紹介所と云ふものを非常に重く見まして、親切丁寧に取扱つて居るやうであります、內務大臣は此事に關しまして如何なる御計畫を爲さる御考であるか、又唯今御計畫中であるかどうかと云ふことを伺ひたいのであります、最後に勞働組合に付てであります、勞働組合運動を以て民本的主義を鼓吹するもの丶如く思惟する論者がなか／＼多々あります、政府當局も或は左樣に御考へになつて居るかどうか、それは知りませぬ、此種の論者の中には民本主義を以て我國體に反する危險思想の如く力說する向もあります然らば、私はさう云ふ人に反問いたしたいのは何故我國に立憲制度を布くに至つたのでありませうか、立憲政治は民を本とする政治なることは今更議論の餘地はありませぬ、民を本とする所の政治は是則ち民の自由を認め、民の思想を尊重するの政治であります、既に政治上に於て民の意志を重んじ、民の自由を認めるならば、進んで產業上經濟上に於ても亦同樣の要求を生ずると云ふことは至極當然の事と云はねばなりませぬ、勞働組合運動と云ふものは畢竟するに產業的民本政治を行はむとするに外ならぬのであります、現今の狀態では勞働契約、工場內の規則、勞働時間、賃金等の取極めに付きましても、勞働者個人の意見を尊重せられる餘地がありませぬ勞働組合は此現狀に對して警醒を加へむとするものであります、集團的勢力の下に資本家と對等の地位に於て勞働條件を協議せむとするものであります、勞働者が多數を恃んで資本家を脅威することが惡事でありましたならば、資本家が黃金の威力を以て勞働者を壓迫するのも同樣に惡事と言はねばなりませぬ而かも力の平均せざる所から往々外を壓するの事實

を生ずるのであります、茲に於て兩者の力を平均して相互の人格を平等に尊重し、共に勞働條件の協定を待たむとするのが即ち勞働組合運動なるものであります、此意味に於きまして勞働運動を倘且我が國體に反し、我が國民性に反する危險思想と言はれるでありませうか、私は決して言はれまいと考へます斯樣な譯でありまするのに總理大臣は勞働組合を助長發展せしむる御考がないのでありませうか、どうかに付て承りたいのであります、それで前述の施設は言ふに及ばず、其他勞働社會人心の向上發展に備ふる設備は多々益々解決實行の途に就かねばならぬと致しますれば、獨り國家及工場の自治團體に委かしてそれに滿足する譯には參りませぬ、是非上流社會も共に一臂の勞を添へて、協心戮心しなければ到底十分なる効果を收めることは出來ぬであらうと思ふのであります、以上の問題に付きまして、それ〴〵の當局大臣から成るべく實相を御答へ下さることを希望いたします。

「國務大臣原敬君演壇に登る」

○國務大臣(原敬君) 唯今山脇君より種々の點に於て御質問がございました、其中私より答辯を求められたる點だけを御答いたします、國防と産業との關係に付て御質問があるやうに聽きましたが、國防と産業との關係は最も注意いたさなければならぬ事柄である、申す迄もなく戰爭は軍人のみの力に依つて出來ないのであります、殊に今回の大戰爭に依つて是が明瞭に證據立てられて居る譯でありますから、最も産業の發展に注意いたさなければ、國防の完全を期する譯にいかぬと云ふ事は申す迄もないのであります、故に此點に於きましては十分なる注意を致す積りであります、併ながら其事柄は各方面に亙りまして色々なる點に注意を拂はなければならぬのであります、概括して最も深く注意を拂ふと云ふ事は出來ますが、此事柄を斯樣にする、是は斯樣にする産業と國防の關係を圓滿にするとか或は産業發展に依つて國防に斯樣な影響を及ぼすと云ふやうに具體的の事每に證據を擧げて申すと云ふことは出來ませぬ、併ながら茲に我々の注意を拂つて居る一端の御了解を得むが爲に、或る事柄を一つ御報告いたして置きます、此年々壯丁が徵兵に取られます、之が爲に隨分農家などに取りまして手不足の爲に、甚だ困難を致すことが多いのであります、是は隨分地方に於ては困難が屢々聞えるのであります、故に最近に於て陸軍當局は農業の最も繁忙なる時節に二週間の休暇を與ふることに決定いたしました、既に當該官衙に於てそれ〴〵發表いたしました、是等が即ち國防と産業とに我々が意を用ひて居ると云ふ一端を證據なりとして是が御諒承を願ひたいのである、それから勞働保險法を設ける意志があるかと云ふ御尋でありますが、之に付ては少し附加へたい、御承知の如く歐洲の大戰爭より物質的は無論の話、精神的に色々影響を與へて變化を來しつつあるのであります此變遷の時期に際しまして、若し觀察を誤りまして一も二も唯勞働を稱へまして、色々なることに沒頭すると云ふことは、或は所謂民本主義の誤解を生ずる處なしとも致しませぬ、此變遷の時期に際しましては最も此邊の注意を要することと考へます、故に私は勞働保險法と云ふやうなることは社會政策の一端には相違ないが、既に大工場等に於てはそれ〴〵一部實行して居る所もあります、其必要は無論でありませうが、去りながら之を制定するに當りましては十分なる調査を要することと私は考へます、此變遷の時期に際しましては最も人心の動く所に注意を拂はなければならぬのであります、法律の制定も深く意を用ひなければならぬと考へますから、此點に於ては當該官廳に於て十分なる調査を致しまして、然る後其制定の必要ありとして見れば其法律を規定いたさうと考へて居る次第であります、それで私の愚見に於て此變遷の時期に如何にも大切と思ひます民本主義も考慮いたさなければならぬ、勞働者の改良も深く注意を拂はなければならぬが、それに付ては餘程愼重なる態度を以て行かなければならぬ、勢の進る所如何なる思ひ設けざる事を生ずるか知れませぬ、此邊十分の注意を拂つて、それ等の法律を作り、制定すると云ふ態度を取つたのであります、其外は私より答辯を求められたのでないと思ひますから私は之に止めます。

「國務大臣床次竹二郎君演壇に登る」

○國務大臣(床次竹二郎君) 唯今の御質問は公設市場、細民の住宅、簡易食糧の問題、それから職業紹介所、それ等の問題に付て如何に考へて居るかと云ふ御尋でございました、私は是等の問題は主として公共團體若くは私立の私人の力に依つて解決いたして參りたいと考へて居ります、現在此公設の市場は近時漸次増設されつつある有樣でございます、先般此公設市場に關する標準のやうなものを調査いたしまして、地方に通牒いたして、成るべくそれに依つて施設せむことを勸めて置きましたやうな次第であります、此次に細民の住宅、御説の如く漸次其必要を感ずることと考へます、是も私の考へとしては專ら公共團體並に工場主なり其外私立團體の力に依つて解決を致して參りたいと思ふて居ります、此事柄に付きましても、先般標準事項を調査いたして地方に通達いたして置きましたのであります、市場の問題と共に現時の有樣に於ては前申上げるやうなことで、直接國家の力を以て解決いたさぬければならぬ程には考へて居りませぬ、尤も是等の問題は公共團體と申しても都市の仕事に關することでありますから、都市行政當局者に於て專ら注意して貰ふ積りであります、細民住宅の如きは殊に交通政策にも關係のあることは勿論であります、市內の交通行政と共にそれに關聯した國有鐵道の關係に於ては政府に於ても大に注意を拂はなければならぬと考へて居ります、安價生活の方法に付ても是亦都市の働きに專ら俟ちたいと思ひます、但し一般に都市の生活資料を成るべく安く輸入することに付ては、國有鐵道亦專ら考へをせねばならぬと思ふ、現に先般の米騷動の時などでも此輸送上に付ては殊更注意を拂ひまして此方面よりして不便を來すやうなことがあつてはならぬと努力いたした次第であります、今も尙ほ其點の事に付ては講究しつつあります、獨り米のみならず廣く生活資料に付ては段々市場の施設なり若くは生産者と受取る方との側との聯絡でも能く付いて來るやうになつて、自ら鐵道の働きを要さなければならぬやうな時には、鐵道に於ても特別の取計ひを致したが宜からうと考へて居る位のことでございます職業紹介所、是亦漸次其發達を圖るべき事柄と考へて居ります、唯今の所では多く都市に於て施設する所に委せてあります、當分は先づ我國に於ては其程度で宜しからうと思ひます、唯今の所で設備が十分なりと申す次第ではありませぬ、矢張り都市の力に委せて解決いたすが丁度宜い位の所で、成程英吉利あたりに於いては國自ら其衝に當つて居りますけれども、まだ日本の狀況は左樣までの程度に至つて居らぬと考へます、從業者の狀態も自ら英佛等に於けるものとは其事情を異にして居るやうに考へますので、一時に多數の失職者が出來て大に困難を來すと云ふやうな有樣も大に英佛等とは事情を異にして居る、まだ專門の職工に成り切つて仕舞つたと云ふやうな者はさう酷く餘計にはあるまいと考へます、餘程其邊のことは度合が違ひますから、今日に於ては都市を督勵して其衝に當らしめ、さうして互の聯絡を取つて仕事をすると云ふ位の所で先づ宜しからうと考へて居ります、先づ失職者のことに付きましても、獨り職業紹介所のみならず、傭主の側に於て平生仕事の伸縮を致す場合に於て、即ち從業者を傭入れ又解く場合に於て、細密なる注意を致すことを致しましたならば、餘程此失業者の生ずることに於て甚しき面倒を惹起さずに自ら手加減も出來やうかとも考へます、又歐羅巴に於けるが如く一時に多數の失職者でも出來るやうな時分には自ら公共團體若くは國家の致しまする所の公の工事などに付ても、注意を拂ふと云ふことは必要があらうと思ひますけれど、唯今の所ではまだ左樣に差迫つた狀況はないと考へて居ります、次に勞働組合に付て如何に考へて居るかと云ふ……

○山脇玄君 其事は總理大臣に御尋ねしたのです。

○國務大臣(床次竹二郎君) それなら是で……

「國務大臣原敬君演壇に登る」

○國務大臣(原敬君) 先刻御答へ致した中に何か落ちて居つたやうな感が致しましたが、勞働組合のことを制定する意思があるか否やと云ふことでございますか。

○山脇玄君 勞働組合の運動と云ふことに對しまして世の中に誠に危險視する聲が澤山あるのでありま す、で現內閣は此運動を……日が淺いのでありますから御分りにならぬかも知れませぬが、總理大臣は勞働組合が發達して行くことを歡迎なすつて……歡迎と言つてはをかしいか知れませぬ助長、助長せしむる御考へであるか、世の中の企業家近視眼的の企業家の申すやうに民本主義の鼓吹と見て危險視する御見込であるか、總理大臣の御方針を伺ひたい。

○國務大臣(原敬君) 了解いたしましたが、勞働組合を直ちに危險なりと云ふ考へは有つて居りませぬ勞働組合が危險になる處がある、若くは危險ならむとする企でもありますならば是は當然取締らなければならぬ、何等危險の虞なくして平穩に組合が出來ますならば少しも差支ないと考へます、今日の狀態

では別に危險があるやうにも認めて居りませぬ、併ながら何時どう云ふ變化を來すか測られませぬから注意は拂つて居ります、それは先刻私が御答へ申した趣意の中に含蓄して居るので、此變遷の時期に際しまして唯外國に斯う云ふものがあるから必要だ、是がどうだからと云ふばかりでは處置を執れませぬ能く其性質其傾きを見まして、果して處置しなければならぬならば直ちに勞働組合が危險であるから抑へる、危險でないから放任して置くと云ふやうな抽象的には考へられませぬのであります、今日の狀態ではそれまで危險を見ませぬから其儘置くと云ふに過ぎぬのであります。

○山脇玄君　もう一つ總理大臣に伺ひたいのですが此勞働保險のことでありますが、總理大臣は今の世界の思想が動搖して居る際であるから、其思想の收まり掛つた時を見て制定すると云ふ考である、斯う云ふやうに私は承つたのでありますが、一體現內閣の政綱である殖産奬勵と云ふことであります、殖産を奬勵するに當つてはどうしても此資本と勞働完全に申しまするど云ふと學術が加はらねばならぬ、勞働と資本と云ふものは離るべからざる關係があると思ひますが、此世の中の思想の動搖如何に拘らぬことであらうと私共は考へるのでありますが、總理大臣は矢張り思想の動搖の收まりが付いた時でなければ勞働保險と云ふものは設けないと云ふ御考であるか、尙ほ一應其邊のことを時期の問題でありますから御確答を承りたいのであります。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君）　山脇君より重ねての御質問でありますが、此思想の變遷があるから其收まりが付いてから云々と申した積りでないのであります、大戰爭の影響と致しまして物質的には無論のことなり精神的にも動搖を生じ變遷を來たさむとして居るのでありまするから、此收まりが付いてからと云ふのではありませぬ、此變遷の次第を能く見ませぬければ輕卒に法律の制定は出來ませぬから、十分なる調査を致しまして、此變遷に順應して適當なる方案を定める方針を執つて居ると、斯樣に申したのでございます。

〔國務大臣中橋德五郎君演壇に登る〕

○國務大臣（中橋德五郎君）　不就學兒童のことに付て何か計畫をして居ないかと云ふ御尋のやうに伺ひましたのでございますが、此不就學兒童のことは御承知の通りに貧民に關係することで、一面から言へば貧救事業、貧救法の制定と云ふやうなことにも關係して居ります、所が貧救のことは御承知の通り各國共に手を著けては手を燒いたる事業でございます今日我國の不就學兒童は相當にあります、誠に殘念でありますが、出來ますならば聖旨に基いて化育の功を成すと云ふことには致したいのであります、此點に付ては蓋し歷代の內閣共に心配をされたることと考へます、私共も之に向つて心配はして居ります是は遣樣に依りますると云ふと、貧民を助長すると云ふことにもなる譯であります、餘程是は愼重なる考慮を要する問題であると考へます、現に工場法の施行以來或る工場に對しては出來るだけ義務を背負はして、其處に居る兒童に敎育を施すと云ふ簡易なる敎育の方法も設けてあります、此樣なことになると大變結構な事であると思ひます、さうでないものに付ては餘程考へませぬと、第一食料も給しなければならぬ、貧民の子弟であるから學資も給さなければならぬ、もう一つは働いて勞銀を取つて居るとすれば、勞銀までも給してやらぬと家計が立たぬと云ふやうな狀況であります、十分に是は愼重なる考慮を以て、出來るだけの施設は致して見たいと云ふ考を今日は有つて居ると云ふだけを御返事するより致方がない、甚だ此點に付ては歷代の當局者もさうでありませうが、私共も非常に心配して居る譯であります、相當なる數は居ります。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣（山本達雄君）　山脇君にちよつと御尋ね致します、つい私に質問の事を十分に聞洩しましたが……

○山脇玄君　私が農商務大臣に伺ひたいのは、前回に極く詳細なる御說明を承りまして、略々了解いたしました、それは根本救濟策としては開墾の奬勵並に外米輸入、此二つに歸著すると云ふことに御說明になつたやうに考へますが、それは成程結構な方策ではあります、けれども是は永遠に亘ることと、今一つには外國を相手にすることであつて、此急場を救ふには聊か遺憾の點はないであらうかと考へますから、今茲に御尋ねを致したいのは、法律を以て時米の値を定めると云ふことか、酒でございますが、精米を以て醸液たる所の酒を製造する原料に供することを制限するとか、或は全廢するとか、嚴禁するとか云ふことと、今一つには米の專賣と云ふやうな、色々大きい策もあるのでありますが、さう云ふやうなことを御執りになると云ふ御考は今の所であるや否やと云ふことを承はつて置きたいのです。

○國務大臣（山本達雄君）　分りました、今御話の如く先日此本會議に於きまして大體のことは申述べて置きましたが、成程其時に申述べましたのは、永久の策としては開墾助成法を制定いたしまして、大に此開墾事業を興して米の增殖を計りたいと云ふことであります、一方では今日の不足は成るべく外米の輸入を便利にするやうに折角心配をして居ることも申述べましたのでございます、所で獨り是ばかりで濟むや否やと云ふと、御質問の如く外にも段々爲すべきことがあらうと思ひますが、唯今の法律を以て米の値を定めると云ふことは、前申述べました穀物收用令が即ちそれでございまして、收用令に依つて法律で或は米を三十圓に定めるとか、或は三十三圓に定めるとか云ふ如きことを、あの當時に於ても諸新聞に在る如く、政府は示したのでございます、示したのでございますが、何しろ自身が買入れます時に至つては、なか〱それで法律の力を以て入れると云ふことが困難でありまして、出すことは出しましたが、それを何時も實行せずして、時價に依つて買入れると云ふことをなした次第であります、其當時に於て各府縣よりもどうか此法令を制定して、それに依つてやりたいと云ふことが參りましたが、遂に之を爲すと云ふことは容易ならぬ事でありまする故に、前內閣に於ても遂に行はずに止んだのであります、私に於きましても萬已むを得ない時が起りますれば、是はどうも國民の不安定に換へられぬことでございまするからして、止むを得なければさう云ふことを爲すことも起る場合もないと斷言は出來ませぬけれども、成るべくならば是はやりたくないと云ふ考を有つて居ります、それから今の外米に唯賴つて來ますするばかりでなしに、何とか米のみでなしに、或は麥、小麥、粟と云ふ如き物に於て、此米の不足を補ふやうな途も執りたいと、折角存じて居るのでありまする故に、不日の中に於て雜穀の關稅撤廢も帝國議會に提出して御協贊を願ひたいと思つて居る次第でございます、それから酒のことも、成程是れも色々建議もありますし、議論もありますが、是も亦制限を致すと云ふが如きことをしますと云ふと單り米ばかりでございませぬ、大體の稅に大關係を有つて居ります、其他に於きましても色々又之に付ては關係、障害も起ることでございますれに、政府に於きましては是は採らぬことに致して參りました、併し今申す如き外米、或は雜穀の如きものに付て成るたけ潤澤を圖る途を拵へ、一方に於ては唯法律と云ふ如き政府の力を以て之を斯くせよと云ふことをしましても、なか〱困難な事でございます、服部君が申述べられました如く、どうか斯の如き事は自然に國民が自制心、自力に依つと云ふ氣が起きて參りませぬと、なか〱むづかしいのであります若し國民にして米が斯の如く今年は足らない、足らない故に今日より用心して行けば此七八九と云ふ端境の時に至つて非常なる困難を見ずして濟むであらう、それを爲すのには今日の如くまだ米の收穫があつて、四千、五千と云ふ米が內地に十分ある時に於て、今日より十分なる國民の自制心を有つて參りましたならば、又端境期に於ては存外思ふよりも安らかな途もあるかと思ふのであります、故に政府に於きましては、今日農商務に於きましては色々地方に人を派しまして、或は麥の蕃殖を圖ることを奬勵し又馬鈴薯を植付けること、又さう云ふ物を食料として食ふことなどに於きまして、出來るだけの力を盡します、力を茲に費しますと同時に、又どうか國民に付て斯の如き自制心を發揮することに努めて居る次第でございます、どうも茲で法律を制定して、或は酒造稅……其造石を制限すると云ふことまでには至りませずして、外の途に於て成るべくやつて見たいと云ふ心得であります。

○男爵石黒忠悳君　もう御通告がございませぬければ、質問を致したうございます。

○議長（公爵德川家達君）　宜しうございます。

○男爵石黒忠悳君　私は此食糧問題に付きまして頗る憂慮いたしまする一人で、多大の質問がございます、昨日から同じ問題で大分質問がございまして、皆さんも御倦怠のことと存じますので、簡單に伺つて見たいと思ひます、併ながら昨日總理大臣の御言葉の中に政府は決して國民の糧食に付て缺乏を來すやうなことはせぬ積りである、又仰しやるには根本的の解決を現內閣に於て努むる積りである、斯う云

ふ御言葉がございましたから、私の大多の質問は此總理大臣の御言葉を信じまするの餘りに、私は質問を致しませぬ、必ず當總理大臣は食物に付ての解決は程なく御與へになることゝ存じます、又國民には食物の缺乏は決して來しなさらぬと信じますから、其の事を信じまして細かい質問は致しませぬ、唯短簡に伺つて置きたいのは、日本人、帝國の人、昨年の收穫に於て昨年の人口に於て幾らの不足をすると云ふ御計算であるかと云ふことを伺つて置きたうございます、もう一つは、唯今私が中席を致しましたから或は伺ひ漏しましたか知れませぬが、農商務大臣に米價が高いとか廉いとか云ふことは、幾らを以て廉いとし、幾らを以て高いとするか、凡その御標準がありますか、それを承つて置きたい、唯邊に私共が種々の算當を致して見ますのに、廉いと申しても十五圓以下のことはあるまいと思ひます、高いと云ふても之に倍増しの三十圓と云ふ位の大ざつぱの考で、私共は迚も細かい材料を以て計算することは出來ませぬ、是は腰だめの說で、左樣なる腰だめの說を以て國家の論は致すべきものでないと存じますが故に、當局者は幾らを以て廉いとし、幾らを以て高いとするか、御標準があらうと思ひますから、それを承りたいのでございます。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君) 唯今第一の御問の米の不足の御話でございまするは、是は昨年の十一月の十日と記憶して居りまするが、其時に於て第二の豫想として發表いたしましたる全國の米の收穫高は五千五百七十萬と云ふことになつて居ります、併し是はまだ十一月までに於て各府縣から豫想として集りました高でございますが故に、此後實收が如何にあるかと云ふ事に付ては、未だ報告が參りませぬ、例年に依りますと云ふと此月の末より二月の初に於きまして、全國に於て其實收の報告と云ふものがありまする故に、其時に於きまして初めて農商務に於ては、斯の如く實收がありましたと云ふことを定めることになつて居りまして、其根本義の收穫が定りませぬ故に、是だけ不足であらうと云ふことの見込を申述べることは甚だ困難であります、唯想像として居りまする所は、先づ約四五百萬石位あることに……不足はありはせないかと云ふのであります、それから第二に米はどの邊が適當であるかと云ふことの御問でございますが、是は當局としましても頗る困難なる調べでございまして、御答が甚だ困難に存ずるのでございます、御承知の如く、今日は此食糧のみならず、衣食住總ての物が、御承知の如く、非常に高價になつて居りまする故に、米がどの位が適當であるかと云ふことは甚だ定め難いのであります、それで世の中では米と云ふものは……諸物價が騰貴して參つて居りまするが唯此日本銀行あたりで調べまする指數に依つて考へますと云ふと……又米の全體の諸入費……其邊に付て考へまして、固より是は九州東北、到る所に付て多少の差はありますが、先づさう云ふことから想像して見ますると云ふと、今日の相場として三十五圓乃至三十圓と云ふ如き所を上下する位な價になつたならば、餘程安定を來すであらうと云ふ位な考を持つて居るのでございます、確かに斯の如くでありますと云ふことは、今申す如き事情に依つて申上げ難うございます、唯一體の話を聞き日本銀行あたりの指數を以て考へました所に於きましては、斯んなものであらうかと云ふことを考へて居る次第でございます。

○男爵石黒忠悳君 重ねて御尋ね致しまするが、さう致しますると、政府に於かせられましても、一定の是が凡そ確實だらうと云ふ、米の値段と云ふものは、御極まりにならぬ、三十圓から三十五圓と仰せられますると、安きは三十圓高きは三十五圓、三十五圓と申しまする額を超えますると是は米が高價であると云ふことに思召である、斯う了解いたしまする、ことでございます、本員は斯う考へます、少し意見がましうございますが、質疑を致すに必要でございますから申上げますが、本員などが懷ろ勘定で甚だ幼稚な勘定でございますが、先づ四百萬石から五百萬石と考へますが、是は本員などのは全く人口から計算いたしますので、食糧と申しましても、小兒は唯乳を飲んで居る(一)二歲以上は御粥を食ふ、五歲以上の者は何合食ふとか我々のやうな老人になつても大食でない者は食が引けると云ふやうに、年齡に依つて食物の分量が違ふから、色々計算が違ひますが私などはさう云ふ細かな計算は致しませぬ、唯人口に依つて計算しまして、凡そ四百萬石から五百萬石位不足と思ひますが、實は此前の內閣の時にも之に付ては二度までも質疑をしたのでありますが、酒と云ふものに付ては、一體日本の酒と云ふものは、我我が主食とする精米を以て造るものでありますが、今日外國米を仰ぐと云ふ迄の窮狀に陷つて居る場合であるのに、飲んでも飲まぬでも宜い酒の爲に、三百萬石も米を費やすと云ふことは、どう云ふものであらうか、併ながら稅を取るものであるから、稅額の上に關係することである、又世間には私などのやうな下戶でなく、上戶の人が多くて、酒を止めると云ふ譯にいかぬか知れませぬが、全然酒を造る方法を變へて、米を原料とせずに、果實を以て酒を造らしむるとか或は芋類を以つて酒を造らしむるとか、國民の食糧として最も貴い所の精米に代へるに、他の物を以て之に御向けなさると云ふ御意向はありませぬかと云ふことを、二度までも伺ひましたが、前政府に於ては、さう云ふ考は無いと云ふ淡白な御答で、甚だ私は落膽いたしました、國政に於て最も重きを置くべき食糧のことに付てさう云ふ考は無いと云ふのは、餘りに冷淡な答で、斯う云ふ御客さんに逢つてはもう質問する價値がないと考へて、質問を止めましたが、當內閣に於ては、大藏大臣なり、農商務大臣なり、右樣な御考は無いものでありませうか、矢張り前內閣のやうに、さう云ふ考は無いと仰せられますか、之を一つ伺つて置きたい。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君) 今の御質問に御答を致しまする前に、ちよつと申上げて置きますが、米の價に付ては三十圓乃至三十五圓位なものが適當であらうと云ふ如きことが一般を想像して斯々であると云ふことを申述べましたので、其上高ければ政府は之を高いとしてどうするかと云ふ如きことでありますと、私の立場としては米が高い故に何でも之を安くしなければならぬと云ふことが專らであるか、或は又米が足らない、足らない故に、どうかして此物資を供給することに力を費やすかと申しますと寧ろ其後者の方の、どうかして米の不足を何等かの手段に依つて補ひたいと、即ち物資の供給をしたいと云ふことに專ら努めて居る次第でありまして、此米ばかりの價を下げることになりますと、一體の諸物價に關係を持つて高低があることでありまする故に、又やる方法に付ては、私の管轄なる所よりも、一體の金融、通貨などに付ても餘ほど關係のあることゝ思ひます、私は今申す事に付ては、專ら其不足の物資を、何等かの途に依つて、供給したいと云ふ點に重きを置いて居るのでございます、それから酒のことでございますが、矢張り私の今日の立場としましては此物資を供給して行きたいと云ふ上に付きましては成るべく米を節約して、さうして大事の食糧を供給する途を計りたいと云ふことは、山々でございますが、又それを爲すに付きましては、前申す如く、租稅などにも大關係を持つて參ります、其他又斯々と云ふ如き、色々の事が起りませう、故に此事に付きましては、私が斯くであると云ふことの御答を辭退した方が却つて適當と思ふのでございます、併し志……希望に於きましては、石黒男爵の御話の如く、年々起る問題のことでございまする故に、米の如きものは何とかして之を十分にして、さうして常に食糧の充實を計りたいと云ふことは、御本人と少しも違ひませぬ、御同樣御賛成申上げる次第でございます。

○議長(公爵德川家達君) 吉井伯爵。

〔伯爵吉井幸藏君演壇に登る〕

○伯爵吉井幸藏君 私は先日來總理大臣及外務大臣が發表されました外交のことに付いては誠に滿足いたしたのであります、然るに此中に十分了解し難い點が少しありますので、茲で伺ひたいと思ふのであります、其點は敵國に對する講和に付ては是は皆樣御承知の通り何もむづかしい事はなからうと存ずるのであります、唯將來に於て永久の平和を世界に維持すると云ふ點に付ては各國相談にならぬのでありまして、其點に付ては餘程面倒な問題もあらうと存じますのにも拘らず政府は其點には何も具體的の事は發表することは出來ぬ、斯う云はれました、從つて今日迄の戰爭前頃から戰爭中及戰後に於ても世界の精神的變化が甚だ大なることを御存じであるか否や、此點に付て誠に心配するのであります、昨年三月私は本院議長の命に依りまして倫敦で開かれました萬國議院商事會議に參列いたしました際に各國の政治家、外交家にも多く出會ひました、其人達からも色々の事を聽きました、且つ書いたものに依りましても大分研究いたしました、其世界の各國の考が大いに變つて居ることに付きまして研究いたしました結果、どうしても此戰爭後は永久に戰爭しないやうな一つの組織を各國が執らなければならない、其事はなか〳〵是は百年も二百年も前から起つて居る

問題でありますけれども、是まではなか〳〵夢であるとか空想であると云つて居つたのが、丸で變つて今度御承知の通り米國大統領「ウキルソン」英國の「ロイドジョージ」君、「バルフォーア」君とは今度私は直接に御話を致しました、其他今日も既に御承知の通り佛蘭西の宰相、一般に聯合國の、重もなる諸國の今日其國々を支配して居る重もなる政治家は眞に此事に付て熱心に研究をして居られましたのであります、御承知の通り今日は亞米利加の大統領が歐羅巴に出て參られましたから、段々に會議があつて、矢張り此國際聯盟を造つて將來の世界の平和を維持すると云ふことに付ては愈々何とか具體的になつて現はれることは、最早今日に於て疑ふことは出來ない、今政府は御發表になることが出來ない、御考へ即ちどう云ふ場合にはどう、どう云ふ風に現はれて來るかと云ふことも仰つしやらない、私は私の研究中に三四百もある文明國に存在して居る平和協會或は國際協會と云ふものの意見なども、書いたものもありますから見ましたが、其重もなる方法は先づ各國申合はせて聯盟する其聯盟の條件は種々ありまするけれども、其重もなるものは先づ各國とも將來の國際上の爭は平和的に解決すると云ふことを約束する、而して其聯盟國で一つの仲裁裁判を造つて、それに依つて判決する、其判決に從はないものは先づ經濟的に之を一番初に之に其判決に從ふことを勸告する、其次は之を經濟的に壓迫しても之に從はせると云ふのであります、其經濟的の壓迫と云ふものは大いに効力あるものと信ぜられてあります、其經濟的の壓迫に依つて其判決された國が服從しないで、尙ほ戰に依つて之を決すると云ふ場合には已むを得ぬから、各聯盟國が兵を合はせて力を壓服する、さうして矢張り戰を止めさせる、斯う云ふ考であるのであります、けれども此經濟的の壓迫が誠に有力なるものである、例へばさう云ふ國に對しては通商をせぬ、其國に對しては原料を送らない、其國の船舶に對して何か妨害をする、其國の船を他の聯盟國の港に寄らせぬとか、或は又其國の重もなる生産物を外で買はない、詰り一口に申しますると能く申す「ボイコット」になる、即ち世界の仲間外れを爲す、世界の門戸を塞いて仕舞ふ、産物などのことに依つて一例を擧げますればまあ我國の關係とした場合には例へば我が生絲を外で買はないと云ふやうなこと、茶を買はない、其他日本とは貿易をせぬ、それから又日本に種々な工業がある、即ち綿の如き一斤も我國に出來ない原料を以て已の用を充たし、尙ほ其上に其製産品を外國に輸出をして大いに貿易をして居る、斯う云ふやうな工合に矢張り外の國にも種々さう云ふやうな取つたり遣つたりする品物がありますから、それを止めて仕舞ふ、其他色々な方法を考へて居るのでありますそれで大抵は其武力に訴へて其判決に從はしめると云ふ事をしなくても、此經濟的壓迫で大抵な國はそれに服從せざるを得ないことになる、依つて此聯盟がそれだけの力を以てやれば十分世界の平和を將來維持が出來る、斯う云ふやうな次第であります、それで我國に於きましても未だ其聯盟に這入るか這入らないか、それも分らない、大臣方からそれを聽くことが出來ない、依つて尙ほ御研究中であるだらうと考へますから、此平和に這入らなくても、又此平和の判決に從はなくても、どつちの場合に於きましても、詰りさう云ふ場合には我國は孤立しなければならぬと云ふことを覺悟をしなければならぬ、それ以上の若し耻辱或は名譽に關する、到底堪へられぬとか、國を潰す位の程度までの堪へられないものが無い上は、餘程是は考へなくちやならぬ、詰り世界の仲間外れをし、世界の門戸を鎖され、まるで我々が五六十年前鎖國して居つたやうな次第になる、けれども事情はなか〳〵、經濟的事情のことなどは、まるで其後とは天地の違ひでありますから、さう云ふやうな國で聯合が出來ました場合には、即ち洵に這入る這入らぬと云ふことは最も愼重に御研究になつた上、餘りひどいことがなければ這入る外はなからうと存ずるのであります、此件だけは私は政府に對して、希望として御參考として申述べて置きます唯玆に歐羅巴に居りました頃、先刻外務大臣が言はれた通り、日本の外交政策は總て平和的である、正義的であつて、ずつとそれで來て居る、然るに之に對して世界は誤解をして居るのであります、それ程やつて居つても誤解する、それは度々さう云ふことに付て、向うでも聯盟しなければならぬやうな場合に出會ひました、それは能く日本の演說、或は日本の某々の人が斯う云ふ事を言うたとか云ふやうなことを通信して參りまして、まるで政府が進んで居る方針と違つたやうなことが裏にあると云ふ疑を有つて居つては、洵に是が我が國家の世界に對する發展を妨害するのであります、是は實に餘程な問題であります、中々彼等は表向には言はないこともある、けれども彼等はさう思つて居る、それを說き壞すに甚だ困難したことも度々ある、それでさう云ふことに付て、餘程我國民も注意しなければなりませぬが又公に政府の方針……國の方針と全く違つたことを世間で書立てたり、或は講演したりして、さうしてそれが我國の爲にならない事と政府が考へられたならば、何とかして御取締になる方法が無ければならぬ、もう一つは別な問題でありまするが、世界各國戰爭に關係した國は戰爭の終ると同時に戰後の經營に付て政府が大いに盡力して居るのである、我が帝國に於きましても、其點に付て既に御考慮なされてあるだらうと信じますが、其點に付ては政府は戰後の經營を如何にするかと云ふことは、如何なる御考でありますか、右の點に付て御答辯を願ひます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　唯今の吉井君の御質問に御答へ致すのでありますが、最初の一半は御希望でありましたから、御答する必要はないとして、後はどの點を御答して宜いか少し明瞭を缺きますのであります、要するに最初の御希望の點ならば、日本が孤立しないやうにと云ふことに付ては、勿論の話であります、今日世界の列强の間に加はりまして參るのに孤立の位置に陷りましては、甚だ國家の爲に憂ふべきことであることは申す迄もありませぬ、之を憂慮するが故に色々畫策もして居りますが、其點に於ては極めて御同感でありますが、其外は御尋ねの要點を得兼ねましたが、若し何ならもう一應簡單に、御趣意を承りたうございます。

○伯爵吉井幸藏君　私は日本の官吏や或は教授とか役人でありながら講演とか何とか云ふやうな專門的の方の側で喋べられた事が、我國の爲に誤解されるやうなことを書かれることがある、それは我國の方針は正義を本として、此戰爭等に付きましては、聯合國と共にやると云ふやうな場合に、それに反したやうなことが往々出たのであります、それが向うに通信されて來るのであります、それに付ては政府の方針は斯うであるけれども、國民の方針は違つて居りはせぬか……今御承知の通り皆が言ふには國民の意見が大事であると云ふやうな場合に、斯う云ふ事がありますると、政府の御方針も貫徹しないで、即ち國の爲にならぬことゝ思ひますから、さう云ふやうなものは何とか御取締の法はありませぬかと云ふ

○國務大臣(原敬君)　了解いたしました、どう云ふ學者又は政治家にもありますが、各々の見る所を發表いたしまするのは、所謂言論の自由なりとして、之に容易に手を觸るゝことは出來ませぬ、併ながら之を外國より見まして恰もそれが政府の意見であるかの如き誤解を來すことがあるのでありますから、是は甚だ心配して居りますけれども、然しながらどうも種々な考を以て意見を申すのでありますから、今日の法律規則に依りましては、何とも致し方がございませぬ、唯是は其人々の愛國心に訴へて、成るべく左樣なる事がないやうに努めて貰ふより外はありませぬが、併ながら若しも政府が取締り得べき範圍に觸れましたならば、それは相當なる處置を採ることを努めますけれども、左樣なき限りは如何とも致し方なく、甚だ困難を感じて居るのであります、往々誤解を來す虞がございます、學者政治家の德義心に訴へるより外ございませぬ、併し政府は希望いたして居らぬ、又取締るべき範圍に觸るれば怠らず取締ると云ふだけを御答いたして置きます。

○議長(公爵德川家達君)　是より本日の議事日程に移ります、議事日程第一、公爵毛利元照、公爵島津忠重君、公爵德川慶久君、公爵近衞文麿君、公爵大山柏君、侯爵中山孝麿君、侯爵小松輝久君、子爵加納久宜君、男爵牧野伸顯君、大久保利武君、男爵本多政以君、男爵近藤廉平君、加藤恒忠君、兒玉利國君、牟田口元學君、多勢龜五郎君、横山久太郎君、山田純精君、西川甚五郎君、請暇の件、毛利公爵病氣に付二十一日間、島津公爵公務上會期中、德川公爵歐洲旅行に付會期中、近衞公爵公務に付會期中、大山公爵公務に付會期中、中山侯爵病氣に付會期中、小松侯爵公務上會期中、加納子爵病氣に付四十六日間牧野男爵公務に付會期中、大久保君歐洲旅行に付會期中、本多男爵病氣に付八日間、近藤男爵公務上會期中、加藤君歐洲旅行に付會期中、兒玉君病氣に付十八日間、牟田口君病氣に付會期中、多勢君病氣に付十一日間、横山君病氣に付會期中、山田君病氣に付二十四日間、西川君病氣に付二十二日間の請暇でございます、許可いたして御異存ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 議事日程第二、大正七年法律第二十四號中改正法律案、政府提出、第一讀會本日は通牒文の朗讀を省略いたして御異存ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

〔左の議案は朗讀を經さるも參照のため玆に載錄す以下之に倣ふ〕

大正七年法律第二十四號中改正法律案

右勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正八年一月十八日

内閣總理大臣 原 敬
海 軍 大臣 加藤友三郎
陸 軍 大臣 田中 義一

大正七年法律第二十四號中改正法律案

大正七年法律第二十四號中左ノ通改正ス

第十三條第一項第二號中「學校ヲ卒業シタル者」ヲ「學校ヲ卒業シ又ハ學校ノ課程ヲ修了シタル者」ニ改メ同條第二項、第三項及第四項中「卒業」ノ下ニ「又ハ修了」ヲ加フ

第二十三條中「又ハ之ト同等以上ト認ムル學校」ヲ「若クハ之ト同等以上ト認ムル學校又ハ高等學校」ニ改ム

附 則

本法ハ大正八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

參照

大正七年法律第二十四號徵兵令中改正法律案

第十三條 左ニ揭クル者ニシテ陸軍豫備役後備役將校同相當官タルノ志望ヲ有スル滿十七歲以上二十一歲未滿ノモノハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得此場合ニ於テハ其現役中ノ食料被服裝具等ノ費用ハ自辨トス但費用ノ一部ヲ官給スルコトアル可シ

第一 官立學校小學科及選科等ノ別科ヲ除ク師範學校又ハ中學校ヲ卒業シタル者

第二 勅令ノ定ムル所ニ依リ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認ムル學校ヲ卒業シタル者

前項ニ揭クル學校ニ在學スル者ニシテ二十二歲未滿迄ニ卒業シ入營スルコトヲ得ルモノ亦前項ニ同シ

前項ニ依リ志願ヲ爲シタル者ハ卒業迄入營ヲ延期ス第二項ニ揭クル者滿二十二歲以上ニ非サレハ卒業シ入營スルコトヲ得サルニ至リタルトキハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集ス

第一項又ハ第二項ニ依リ現役ニ服スル者ハ其現役中之ヲ一年志願兵ト稱ス

六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ一年志願兵タルコトヲ許サス

一年志願兵ノ現役ヲ終リタル者ノ豫備役後備役期間ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 一年志願兵トシテ服役スヘキ者ニシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ修業年限三箇年以上ノ專門學校又ハ之ト同等以上ト認ムル學校ニ在校スルモノニ對シテハ本人ノ願ニ由リ其學校ノ修業年限ニ應シ滿二十七歲迄入營ヲ延期ス

一年志願兵トシテ服役スヘキ者其服役ヲ爲ササルトキハ之ヲ徵集ス但滿二十一歲以上ノ者ノ徵集ハ抽籤ノ法ニ依ラサルモノトス

○議長（公爵德川家達君） 田中陸軍大臣。

〔國務大臣田中義一君演壇に登る〕

○國務大臣（田中義一君） 今回政府の提出されました法律第二十四號の改正に付きまして、簡單に理由を申上げます、今回此改正を提出いたしました事柄は過般大學及高等學校の學制改正と云ふことが行はれましたに付きまして、直ちに是が徵兵令に關係を持つのであります、隨つて之に關係する事項のみを改正すると云ふ意味から、第十三條と第二十三條中の改正に止まる次第であります、其第十三條の改正の要旨は一年志願兵たる者の資格に關して、今日まで此中學校程度以上の學校を卒業したる者に限ると云ふことになつて居ります、今回は學校を卒業いたしませぬでも、中學校程度以上の課程を修了いたしました者には、其資格を與へ得るやうにすると云ふのが、此第十三條の改正の要旨であります、それは申すまでもないことでありまするが、高等學校高等科第一學年、又修業年限三年の大學豫科第一學年を修了いたした者は、中學校卒業者と同等の學力が有る者と認めて宜しからうと思ひます、それを以て此同學年の修了者の如き者は勅令に於て一年志願兵たるの資格を與へたいと云ふのが、此第十三條の理由であります、今一つは第二十三條中の改正でございます、此唯今申上げました學制の改正に伴ひまして高等學校在學者に對しては、一年志願兵の入營延期の資格をも與へ得べきものであると考へまして、此二十三條中の文句を改正いたしたいのであります、是だけが今回政府の提出いたしました理由の要旨でございます。

○議長（公爵德川家達君） 別に御質問もないと認めますから次の日程に移ります。

○議長（公爵德川家達君） 第三、右議案の審査を付すべき特別委員の選擧。

○淺田德則君 唯今議題となつて居りまする特別委員の選擧でございます、是は特別なる場合を除きまするの外は、此議會中議長に一任すると云ふことの決議を致したいと存じます、どうか滿場諸君御贊成を願ひます。

○男爵石黑忠悳君 贊成。

○子爵青木信光君 贊成。

○伯爵松浦厚君 贊成。

〔其他「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 淺田君の動議に御異存ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます、特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔長書記官朗讀〕

大正七年法律第二十四號中改正法律案特別委員

伯爵大 木 遠吉君　子爵樋 口 誠康君
江 木 千之君　男爵西 村 精一君
男爵肝 付 兼行君　男爵池 田 長康君
石 渡 敏一君　木 場 貞長君
矢口長右衞門君

○議長（公爵德川家達君） 議事日程第四、輸出羽二重精練業法中改正法律案、政府提出、第一讀會。

輸出羽二重精練業法中改正法律案

右勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正八年一月十八日

内閣總理大臣 原 敬
農 商 務大臣 山本 達雄

輸出羽二重精練業法中改正法律案

輸出羽二重精練業法中左ノ通改正ス

第十四條中「輸出紋絓及輸出薄絹」ヲ「輸出薄絹輸出縮緬、輸出壁、輸出絓絹及生絲ヲ以テ製織シタル輸出繻子」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ輸出縮緬、輸出壁、輸出紋絓ヲ除キタル輸出絓絹又ハ生絲ヲ以テ製織シタル輸出繻子ノ精練業ヲ營ム者ハ本法施行ノ日ヨリ一年内許可ヲ受ケスシテ其ノ業ヲ繼續スルコトヲ得

○議長（公爵德川家達君） 山本農商務大臣。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣（山本達雄君） 此輸出羽二重精練業法中の改正法律案は、輸出羽二重精練業法制定當時に於きましては、輸出縮緬、輸出壁、輸出絓絹及生絲を以て製織したる輸出繻子は、其產額が極めて僅少であつたのでございます、然るのに本邦絹織物が進步と同時に海外に於ける需用も近頃頓に其產額を增しました、然るに此織物の精練に關しましては種々非難があります、現狀の儘に捨てゝ置きますれば遂に本邦品の價を……大に聲價を損し、折角贏ち得たる販路を失ふ慮があるのであります、依つて羽二重と同一系統に在る此織物をば、輸出羽二重精練業法中に加ふるの必要が起りました次第でございます、是が此本案を提出したる所以でございまする故に、御審議の上御協贊あらむことを願ひます。

○議長（公爵德川家達君） 議事日程第五は先刻淺田君の動議が可決せられました結果削除いたします、特別委員の氏名を御報告に及びます。

〔長書記官朗讀〕

輸出羽二重精練業法中改正法律案特別委員

伯爵松 木 宗隆君　子爵前 田 利定君
荒川 義太郎君　和田 彥次郎君
上山 滿之進君　男爵楠 本・正敏君
男爵藤 村 義朗君　男爵二 條 正麿君
山田 敞君

○議長（公爵德川家達君） 次の議事日程は後より御通知に及びます、本日は是にて散會。

午後三時五十二分散會

○大正八年一月二十七日（月曜日）

午前十時四分開議

議事日程 第四號

第一 侯爵醍醐忠重君、田邊輝實君、岩村兼善

第二　大正七年度歳入歳出總豫算追加案（第一號）審査期限を定むるの件

第三　借地法案（政府提出）

君富永猿雄君請暇の件

○議長（公爵德川家達君）　是より諸般の報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

去る二十四日政府より左の法律案を提出せり

借地法案

同日第五部に於て決算委員公爵德川慶久君の補闕選擧を行ひしに其の結果男爵平野長祥君當選せり

同日常任委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

豫算委員會

委員長　淺田德則君

副委員長　子爵前田利定君

懲罰委員會

委員長　男爵山川健次郎君

副委員長　伯爵川村鐵太郎君

同日豫算委員會に於て決定したる分科及分科擔當委員の氏名左の如し

第一分科（歳入、大藏省、帝國鐵道、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東都督府、樺太廳を除く）

伯爵柳澤保惠君　子爵青木信光君
子爵前田利定君　子爵八條隆正君
阿部浩君　男爵阪谷芳郎君
荒井賢太郎君　男爵坪井九八郎君
仁尾惟茂君　若槻禮次郎君
菅原通敬君　安田善三郎君
兼務伯爵林博太郎君　子爵三島彌太郎君
淺田德則君　石渡敏一君
鎌田勝太郎君　橋本辰二郎君

第二分科（外務省、司法省）

伯爵奧平昌恭君　男爵小澤武雄君
子爵酒井忠亮君　子爵水野直君
子爵伊東祐弘君　河村讓三郎君
石塚英藏君　男爵小早川四郎君
加太邦憲君　杉田定一君
西川甚五郎君　兼務藤田四郎君

第三分科（內務省、文部省）

伯爵林博太郎君　子爵榎本武憲君
子爵豐岡圭資君　男爵石黒忠悳君
男爵高木兼寛君　江木千之君
男爵船越光之丞君　阪本釤之助君
高田早苗君　鎌田榮吉君
兼務子爵水野直君　子爵野村益三君
男爵南岩倉具威君　谷森眞男君
伊澤多喜男君

第四分科（陸軍省、海軍省）

子爵樋口誠康君　子爵牧野忠篤君
子爵大河內正敏君　男爵村上敬次郎君
男爵山內長人君　男爵南岩倉具威君
石渡敏一君　高橋作衞君
江木翼君　兼務江木千之君
河村讓三郎君　男爵坪井九八郎君
阪本釤之助君

第五分科（農商務省、遞信省）

子爵三島彌太郎君　子爵松平直平君
子爵井上匡四郎君　和田彦次郎君
男爵武井守正君　男爵斯波忠三郎君
男爵長松篤棐君　谷森眞男君
伊澤多喜男君　鈴木總兵衞君
橋本辰二郎君　兼務伯爵柳澤保惠君
子爵大河內正敏君　小松謙次郎君
男爵安場末喜君　倉知鐵吉君

第六分科（帝國鐵道、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東都督府、樺太廳）

子爵片桐貞央君　子爵野村益三君
淺田德則君　小松謙次郎君
男爵安場末喜君　男爵佐竹義準君
藤田四郎君　倉知鐵吉君
鎌田勝太郎君　津村紀陵君
兼務男爵小澤武雄君　石塚英藏君
荒井賢太郎君　高橋作衞君
江木翼君

一昨二十五日衆議院より左の政府提出案を受領せり

大正七年度歳入歳出總豫算追加案（第一號）

○議長（公爵德川家達君）　是より本日の會議を開きます、議事日程第一、侯爵醍醐忠重君、田邊輝實君岩村兼善君、富永猿雄君請暇の件、醍醐侯爵公務上會期中、田邊君病氣に付會期中、岩村君病氣に付三十日間、富永君病氣に付二十日間の請暇でございます、何れも許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないものと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第二、大正七年度歳入歳出總豫算追加案、第一號、審査期限を定むるの件、本日も通牒文の朗讀を省略して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます內閣總理大臣原敬君。

〔左の送付文は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す〕

（第一號）大正七年度歳入歳出總豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年一月二十五日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君）　唯今議題となりましたる追加豫算のことに付きまして、一言其趣旨を陳述いたしたいと存じます、此度李太王殿下御薨去に相成りました、之に付きまして政府は其葬儀を國葬を以て營むことを適當と考へまして、此案を提出いたしたのでございます、御承知の如く朝鮮は併合以前にありましては、極めて親密なる國交を重ねて居つた國でありまず、併合後に於きましては、皇室に於かれましては皇族に准じて御待遇相成ると云ふやうなる李王家のことでございます、殊に李王殿下には……李太王殿下には數年間最も意を注がれて圓滿に併合にも相成り、今日に立至つたのであります、最近に至りましては、李王家と我が皇族の女王の方と御婚儀を結ばれるは御承知の通りのことであります、斯の如き有樣でありますから之を歴史上より考へましても、亦今日我が皇室に於ける御待遇の御趣意等より考へましても、國葬を以て其葬儀を營むことを極めて適當なりと思考いたすのであります、依つて本案を提出いたしたのでありますから願はくば滿場の御贊成を得まして此豫算案の速に成立いたすことを希望いたします。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　大勳位李太王殿下薨去に付きまして國葬に要します金十萬圓大藏省所管臨時部第十八款に豫算いたしました、其財源に充つるが爲に前年度繰入金十萬圓を臨時部第十二款に豫算いたしました、御審議の上速に御協贊あらむことを願ひます。

○淺田德則君　總理大臣及大藏大臣より御説明になりましたる所の大正七年度歳入歳出總豫算追加案、此審査期限を定むるの件であります、是は極めて緊急のことゝ認めますに依つて、直ちに審査着手いたしまして、今日中に報告を致したいと思ひます、どうか御贊成を請ひます。

○子爵前田利定君　贊成。

○男爵高木兼寛君　贊成。

○男爵內田正敏君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　淺田君の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、豫算委員會の結了を告げます迄休憩いたします。

午前十時十四分休憩

午前十時三十四分開會

○議長（公爵德川家達君）　是より報告を致させます

〔成瀨書記官朗讀〕

本日議員侯爵黒田長成君外一名より三十八名の贊成を以て左の決議案を發議せり

哀悼決議案

本日豫算委員長より左の報告書を提出せり

大正七年度歳入歳出總豫算追加案（第一號）可決報告書

○議長（公爵德川家達君）前刻に引續きまして會議を開きます。

○淺田德則君　私は此際動議を提出いたしまして、日程を變更されまして、過刻豫算委員會に付託いたされました追加豫算を報告いたしたい、之に依つて直ちに此議を開かれむことを望みます。

○子爵前田利定君　贊成。

○男爵中川興長君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　淺田君の議事日程變更の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます、是より大正七年度歳入歳出總豫算追加案、第一號、委員長報告。

一大正七年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)

右衆議院より送付したる案を審査し衆議院議決案の通可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

豫算委員長 淺田德則

貴族院議長公爵德川家達殿

〔淺田德則君演壇に登る〕

○淺田德則君 過刻御委託になりました所の第一號大正七年度歳入歳出總豫算追加、御承知の如く此豫算は李太王薨去に付きましての國葬費の諸經費であります、直ちに我々豫算委員は審議に掛かりました所が、之に對しましては、全員何等の異議もありませず、何れも哀悼の敬意を以ちまして、豫算全部を議決いたしましたのでありますから、此段茲に御報告を申します。

〔子爵前田利定君演壇に登る〕

○子爵前田利定君 本員は唯今豫算委員長より御報告になりました追加豫算案に對しまして、贊成の意見を述べます事を悲みます、大勳位李太王殿下の薨去あらせられました事に付きましては、我々國民深く痛惜に堪へぬ次第であります、上陛下に於かせられましても、痛く御軫悼あらせられまして、李王世子殿下をして早く歸省せしめて父子の情を盡すやうにとの有難き御諚を賜はりました、尙又之に對せられましては國葬の禮を賜ひ、其式も莊重に取行ふやうにとの優渥なる御沙汰が下つたかのやうに拜聞を致して居るのでございます、斯くまでに我が皇室が李太王殿下の薨去に對せられまして、御手厚く御仕向けになると云ふことは誠に御聖慮の程、恐懼に堪へませぬ、想ふに李王家各殿下は申すまでもなく、朝鮮に在住する所の貴族並に一般の臣民に於きましても、此有難き聖旨を拜聞いたしましたならば、必ずや感涙に咽び感激いたすことであらうと存じます心なき入道の山河草木も我が皇の此御德に靡くことであらうと思ふのであります、扨て國葬の禮と申しますものは我が皇族に對せられましても常に賜はるものではありませぬ、是は皆樣の御承知あらせられます通りに、國家に功績の顯著なる皇族か、若くは國家の柱石たる功臣に限り、天皇陛下が特に御優遇を賜はるものであります、我が皇室と李王家との御交情は日韓併合以前に於きましても誠に御圓滿であらせられましたが、其以來は別して御關係が御深厚に相成りまして、李王家の各殿下に對されましては我が皇族に對せられると同樣に御待遇遊ばされて居られまするので、宮中に於きましても亦國家に於きましても何等我が皇族と御變りはないのであります のみならず最近に於きまして我が皇族と李王世子殿下との間に御婚約が成りまして、而して其の御婚儀も日ならず行はせられるやうな運びになつて居りました、斯の如くに李王家と我が皇室との御間柄は御深厚でありまするけれども、唯それのみで國葬の禮を陛下が賜はつたのではないであらうと思ふのであります、即ち李太王殿下の薨去に對せられまして、之を待つのに國葬の禮を賜はりましたのは、殿下が御生前に於きまして國家に功績が顯著なる所の皇族と同樣に上陛下が思召されて、而して此優渥なる御沙汰を賜はつたものであると私は想察し奉るのであります、熟々併合當年のことを回想いたして見ますれば、李王殿下が能く世界の大勢を御洞察遊ばされ且又我が明治大帝の大御心を能く御了解遊ばされて東洋の平和の爲に朝鮮の福利の爲に、和平隆昌の今日あるを御導きになつたと云ふことは申す迄もないことであります、併ながら又李太王殿下が深く我が皇室に御信頼遊ばされて滿腹の御誠意を以て此事を御贊襄遊ばした所の御力も與つて大なるものであると本員は深く信じて疑はないのであります、殿下が此間に處せられて如何に御苦心遊ばしたであらうと云ふことを深く御察し申上げるのであります、帝國臣民は此殿下の御高德に對し奉りまして、忘れむと欲しても忘るゝことの出來ないものがあると思ふのであります、以上李太王殿下の御功績を外に致しまして、殿下が御生前に如何に我が皇室に御信頼になり、又誠意と敬禮を致されて居られたかと云ふ事は本員の承り及ぶ次の事柄に照し合はせて斯く信ずるのであります、其の第一は李太王殿下が御退位の後の御行狀を仄かに窺ひ奉りますのに、御現狀に安んじさせ給ひ、德壽宮中に常に春風が吹いて居ります如くに、悠々自適されて、聖明の德澤に浴されまして、太平の人となられて、何等の御不平、御不滿を包藏せらるゝこともなく、御餘生を樂しく御送りになつたと云ふことは、表面から見ますれば甚だ平凡のやうでありますけれども、日韓同化の上に於きましても、亦和平隆昌の促進の上に於きましても、此行狀が重大なる効果を持來したものであると思ふのであります、其第二は王世子殿下は當時御幼少であらせられましたのを伊藤公爵を御信じになりまして、まだいたいけなる和子を遠く御膝下を離させ給ひまして、文武の御修業を我が日本に於てせしめられ、今日に於ては我が禁衞の一武官として、國事にも王事にも御盡さしめになつたと云ふが如きことは如何に我が皇室を御信頼になつたかと云ふことを證して餘りあるものと思ふのであります、其第三には李王世子殿下は近く梨本宮女王殿下との御慶事も間近くなりましたが、其御慶事後に於きまして李太王殿下は御禮の爲に態々御東上になつて陛下に對し奉りまして御禮の言上をなされる所の御心組があつたかのやうに仄かに承はつて居るのであります、然るに悼はしき哉、花前の風月下の雲とも申すべきか、ゆくりなくも御慶事の日をも待たせ給はず、又御東上の御志も果させられず、溘焉として薨去になりましたと云ふことは誠に悲痛のことに考へるのであります、併ながら御東上の御志を御遂げになりませぬでありましたけれども、以上の事を能く照し合せて考へて見ますれば、如何に李太王殿下が我が皇室を御信頼になり誠意と敬禮の意を有せられて居られたかと云ふことは分ることゝ思ふのであります、上陛下が李太王殿下の薨去に對せられまして茲に重き國葬の禮を賜はりましたと云ふことは、誠に故ある哉と存ずるのであります、而して政府が聖慮の存する所を體せられまして茲に國葬費の追加豫算を編製せられ御提出になつたと云ふことは、誠に至當の措置であると思ふのであります、豫算委員會に於きましては先刻豫算委員長より報告のございました通りに全會一致を以て可決議了いたされました、願はくは本會議に於きましても、滿場一致を以て即時に本案を可決議了いたされまして、大勳位李太王殿下に對し奉り敬弔敬禮の意を表せられむことを望む次第であります。

○議長(公爵德川家達君) 御異議がなければ豫算案全部を問題に供します、豫算案に同意の諸君の起立を請ひます。

總員起立

○議長(公爵德川家達君) 全會一致と認めます。

○侯爵黑田長成君 本員は此際に議事日程を變更せられて哀悼決議案の議事を開かれむことを望みます此動議を提出いたします。

○子爵前田利定君 贊成。

○議長(公爵德川家達君) 黑田侯爵の哀悼決議案を議するため議事日程の變更に御異存ございませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます、……政府の同意を求めます……政府より同意の趣の通知を得ました、黑田侯爵の登壇を望みます。

○侯爵黑田長成君 本員の登壇に先だちまして願はくば決議案の朗讀を書記官に御命じにならむことを望みます。

〔成瀨書記官朗讀〕

哀悼決議案

右提出候也

大正八年一月二十七日

發議者 侯爵黑田長成 侯爵德川頼倫

贊成者

侯爵細川護立	伯爵松浦厚
伯爵大木遠吉	伯爵林博太郎
男爵小澤武雄	子爵京極高德
子爵三島彌太郎	子爵松平直平
子爵靑木信光	子爵前田利定
子爵榎本武憲	淺田德則
男爵高木兼寛	高崎親章
男爵中川興長	男爵山川健次郎
男爵村上敬次郎	江木千之
和田彥次郎	男爵內田正敏
男爵山內長人	男爵南岩倉具威
水野錬太郎	男爵安場末喜
男爵坪井九八郎	谷森眞男
藤田四郎	石黑五十二
仁尾惟茂	加太邦憲
室田義文	伊澤多喜男
高橋作衞	鎌田榮吉
鎌田勝太郎	橋本辰二郎
西川甚五郎	安田善三郎

貴族院議長公爵德川家達殿

哀悼決議

大勳位李太王殿下薨去セラル痛惜何ソ勝ヘム貴族院ハ茲ニ謹テ哀悼ノ誠意ヲ表ス

〔侯爵黑田長成君演壇に登る〕

○侯爵黑田長成君　諸君本月二十二日大勳位李太王殿下は薨去あらせられました、就きましては本員等は洵に哀悼の至に勝へませぬ、殿下が初め御病にならせられた報知に接しました時には、一日も速に御平癒あらせられることを只管禱りましたが、遂に其甲斐なくして溘焉として世を去り給ひました、御愛子王世子殿下には豫て勅許に依りまして梨本宮女王殿下と御婚儀の御式を擧げさせられる筈の所、此度の御不祥事の爲に御延期の已むなきに立到りました就きましては李王家及梨本宮各殿下の御愁傷は洵に御察し申上げます次第であります、本員は久しき以前に李太王殿下に親しく謁しましたことがありました、其節御物語を拜承いたしましたが、其中にも殊に東洋の平和及帝國との和親に付ては最も御心を注がれて居りましたことを今に記憶いたして居ります、それで世に稱へて申します通り、天質御聰明にして其當時の御溫容は今尙ほ眼前にあるが如く存じます、殿下には永い間前韓國統御の御地位に立たせられまして、幾多の御仁政、御德澤のありましたことは、夙に拜聞いたして居りましたが、それに付て思ひますれば、此朝鮮半島は帝國の本土とは古來より非常に密接なる關係がありまして、帝國の本土に一朝事が有れば、必ず半島に關聯を致して居るやうな有樣でありました、此際に當つて李太王殿下には英明なる御決斷に依つて、李王殿下に御力を添へられまして、宇内の大勢を察せられ、極東將來の平和を深く慮られまして、爲に日韓倂合の事實が容易に實現せらるゝに至りました、此間に於ける殿下の至大なる御功績は、國民の銘記いたし感謝すべきことゝ信じます、それ故に皇室に於かせられましても皇族に准じ、特に大勳位を賜はり。特殊の御優遇あらせられますのは至當のことゝ拜察いたします、此度の殿下の薨去に付きましては、上陛下に於かせられましては深く御軫悼あらせられましたことは恐察し奉る次第でございます、今や貴族院は國葬費に對し、全會一致を以て、協贊の誠意を表しましたが、尙ほ此上に殿下の薨去に對し哀悼の至情を披瀝いたし、敬弔の誠意を表し奉ることが最も相當と存じます、本員は茲に謹んで哀悼の意を述べまする次第でございます、本案提出の理由は斯樣な次第でございますから何卒滿場諸君の御贊成を以て本案の直ちに可決せられむことを偏に希望いたします。

○議長（公爵德川家達君）　本決議案に同意の諸君の起立を請ひます。

〔總員起立〕

○議長（公爵德川家達君）　全會一致と認めます……此際諸君に御諮りを致します、李太王殿下國葬の當日敬弔の意を表する爲め、本院の休會を致したいと考へます、御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　是より借地法案、政府提出、第一讀會を開きます。

借地法案

右勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正八年一月二十四日

內閣總理大臣兼司法大臣　原　敬

借地法

第一條　本法ニ於テ借地權ト稱スルハ建物ノ所有ヲ目的トスル地上權及賃借權ヲ謂フ

第二條　契約ヲ以テ借地權ヲ設定スルトキハ當事者ハ借地權ノ存續期間又ハ建物ノ種類及構造ヲ定ムルコトヲ要ス

第三條　契約ヲ以テ借地權ノ存續期間ヲ定メタル民法第六百四條ノ規定ハ借地權ノ存續期間ニ之ヲ適用セス

第四條　契約ヲ以テ建物ノ種類及構造ヲ定メタルトキハ借地權ハ其ノ存續期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス

第四條　契約ヲ以テ建物ノ種類及構造ヲ定メタルトキハ借地權ハ建物ノ朽廢ニ至ル迄存續ス

第五條　契約ヲ以テ借地權ノ存續期間並建物ノ種類及構造ヲ定メタル場合ニ於テ其ノ存續期間カ建物ノ朽廢前ニ滿了スルトキハ借地權ハ契約ト同一ノ條件ヲ以テ建物ノ朽廢ニ至ル迄存續ス

第六條　前二條ノ規定ニ依リ借地權カ建物ノ朽廢ニ至ル迄存續スル場合ニ於テ借地權者カ契約ヲ以テ定メタル期間內又ハ契約ノ時ヨリ一年內ニ建物ノ築造ニ著手セサルトキハ土地所有者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得此ノ解除ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ生ス

前項ノ解除權ハ借地權者カ建物ノ築造ニ著手シタル後ハ之ヲ行フコトヲ得ス

第七條　契約ヲ以テ建物ノ種類及構造ヲ定メタル場合ニ於テ借地權者カ建物ノ設計ヲ定メ又ハ其築造ニ著手スルトキハ土地所有者ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

借地權者カ前項ノ通知ヲ爲サヽルトキハ借地權ハ契約ヲ以テ定メタル建物カ朽廢スヘカリシ時ニ於テ消滅ス

第八條　借地權者カ借地權ノ存續期間ヲ定メタル契約ニ相當セサル堅固ノ建物ヲ築造スル場合ニ於テ土地所有者カ其ノ工事著手後遲滯ナク異議ヲ述ヘタルトキハ借地權ハ存續期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス

第九條　借地權者カ建物ノ種類及構造ヲ定メタル契約ニ相當セサル堅固ノ建物ヲ築造スル場合ニ於テ土地所有者カ第七條第一項ノ通知ヲ受ケタル後遲滯ナク異議ヲ述ヘタルトキハ借地權ハ契約ヲ以テ定メタル建物カ朽廢スヘカリシ時ニ於テ消滅ス

第十條　前二條ノ場合ニ於テ土地所有者カ異議ヲ述ヘサリシトキハ借地權ハ契約ト同一ノ條件ヲ以テ借地權者ノ築造シタル建物ノ朽廢ニ至ル迄存續ス但シ建物カ朽廢前ニ滅失シタルトキハ借地權ハ之ニ因リテ消滅ス

第十一條　第四條第五條及前條ノ規定ニ依リ借地權カ建物ノ朽廢ニ至ル迄存續スル場合ニ於テ借地權者カ土地所有者ノ同意ヲ得スシテ其ノ建物ニ修繕若ハ變更ヲ加ヘ又ハ增築ヲ爲シタルトキハ借地權ハ原建物ノ朽廢スヘカリシ時ニ於テ消滅ス

第十二條　契約ヲ以テ存續期間ヲ定メタル借地權ノ讓渡ハ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ其ノ旨ヲ土地所有者ニ通知スルコトヲ要ス但シ前二條ノ規定ニ依リ讓渡人ノ權利カ確定シタル後ハ此ノ限ニ在ラス讓渡人及讓受人カ前項ノ通知ヲ爲サヽルトキハ借地權ハ契約ヲ以テ定メタル存續期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス

第十三條　契約ヲ以テ定メタル借地權ノ存續期間滿了ノ後借地權者カ土地ノ使用ヲ繼續スル場合ニ於テ土地所有者カ遲滯ナク異議ヲ述ヘサリシトキハ前契約ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ借地權ヲ設定シタルモノト看做ス

第十四條　前十條ノ規定ハ一時土地ヲ利用スル目的ヲ以テ借地權ノ設定契約ヲ爲シタルコト明ナル場合及石造、土造、煉瓦造又ハ之ニ類スル堅固ノ建物ニ付テハ契約ヲ以テ五十年以上、其ノ他ノ建物ニ付テハ二十年以上ノ借地權存續期間ヲ定メタル場合ニハ之ヲ適用セス

第十五條　前九條ノ規定ハ借地權者カ更ニ借地權ヲ設定シタル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ借地權者ヲ以テ土地所有者トス

第十六條　借地權者ノ賃借人カ建物ノ設計ヲ定メ又ハ其ノ築造ニ著手スルトキハ土地所有者ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

賃借人カ前項ノ通知ヲ爲サヽルトキハ其ノ借地權ハ賃貸人ノ借地權ノ存續期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス

第十七條　借地權者ノ賃借人カ借地權者ノ借地權ノ存續期間ヲ定メタル契約ニ相當セサル堅固ノ建物ヲ築造スル場合ニ於テ土地所有者カ前條第一項ノ通知ヲ受ケタル後遲滯ナク異議ヲ述ヘタルトキハ賃借人ノ借地權ハ賃貸人ノ借地權ノ存續期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス

第十八條　借地權者ノ賃借人カ建物ノ種類及構造ヲ定メタル賃貸人ノ借地權ノ設定契約ニ相當セサル堅固ノ建物ヲ築造スル場合ニ於テ土地所有者カ第十六條第一項ノ通知ヲ受ケタル後遲滯ナク異議ヲ述ヘタルトキハ賃借人ノ借地權ハ賃貸人ノ借地權ノ設定契約ヲ以テ定メタル建物カ朽廢スヘカリシ時ニ於テ消滅ス

第十九條　前二條ノ場合ニ於テ土地所有者カ異議ヲ述ヘサリシトキハ賃貸人ノ借地權消滅ノ時ニ於テ賃貸借ト同一ノ條件ヲ以テ賃借人ノ爲ニ其ノ築造シタル建物ノ朽廢ニ至ル迄借地權ヲ設定シタルモノト看做ス但シ第七條第二項、第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ賃借人ノ借地權カ賃貸人ノ借地權ノ存續期間內ニ消滅スヘキトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條但書及第十一條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ規定ニ依リ賃借人カ土地所有者ニ支拂フヘキ借賃カ賃貸人ノ支拂フヘキ地代又ハ借賃

ヨリ少キトキハ土地所有者ハ賃借人ニ對シ其ノ地代又ハ借賃ニ相當スル借賃ヲ請求スルコトヲ得

第二十條　土地所有者ト其ノ借地權者トノ間ニ於テ第十四條ニ定ムル契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ借地權者ノ賃借人ノ借地權ノ存續期間ハ賃貸人ノ借地權ノ存續期間ヲ超ユルコトヲ得ス

前四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用セス

第二十一條　借地權者ト其ノ賃借人トノ間ニ於テ第十四條ニ定ムル契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ第十九條ノ規定ノ適用ヲ受クルトキト雖賃借人ノ借地權ノ存續期間ハ其ノ契約ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條　第三者カ賃借權ノ目的タル土地ノ上ニ存スル建物ヲ取得シタル場合ニ於テ賃貸人カ賃借權ノ讓渡又ハ轉貸ヲ承諾セサルトキハ賃貸人ニ對シ時價ヲ以テ建物ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第二十三條　前二十條ノ規定ニ反スル特約ハ之ヲ爲サヽルモノト看做ス

第二十四條　契約ヲ以テ定メタル地代又ハ借賃カ爾後土地ニ對スル租稅其ノ他ノ公課ノ增減若ハ土地ノ價額ノ昂低ニ因リ又ハ比隣ノ土地ノ地代若ハ借賃ニ比較シテ不相當ナルニ至リタルトキハ當事者ハ將來ニ向テ地代又ハ借賃ノ增減ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但シ一定ノ期間地代又ハ借賃ノ增減ヲ爲サヽルヘキ特約ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ裁判ヲ以テ定メタル地代又ハ借賃ニ之ヲ準用ス

第二十五條　本法ニ依リ借地權カ建物ノ朽廢ニ至ル迄存續スル場合ニ於テ石造、土造、煉瓦造又ハ之ニ類スル堅固ノ建物ニ付テハ借地權設定ノ時ヨリ百年、其ノ他ノ建物ニ付テハ五十年ヲ經過シタルトキハ建物カ朽廢ニ至ラサルモ借地權ハ之ニ因リテ消滅ス借地權カ建物ノ朽廢スヘカリシ時ニ於テ消滅スルモノト定メタル場合亦同シ

附　則

第二十六條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條　本法施行ノ地區ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條　本法施行前ニ設定シタル地上權及賃借權ニシテ建物ノ所有ヲ目的トスルモノハ之ヲ本法ノ借地權ト看做ス

第二十九條　本法施行前ニ設定シタル借地權ニ付存續期間並建物ノ種類及構造ヲ定メサル場合ニ於テ本法施行前建物ノ築造ニ著手セサルトキハ裁判所ハ當事者ノ請求ニ因リ地上權ニ付テハ其ノ設定ノ時ヨリ二十年以上五十年以下、賃借權ニ付テハ五年以上二十年以下ノ範圍內ニ於テ借地權設定當時ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ存續期間ヲ定ム

借地權者又ハ其ノ賃借人カ建物ヲ築造スル場合ニ於テ土地所有者及其ノ借地權者カ其ノ工事著手後遲滯ナク前項ノ請求ヲ爲サヽルトキハ土地所有者ト借地權者及其ノ借地權者ト賃借人トノ間ニ於テ建物ノ朽廢ニ至ル迄借地權ヲ設定シタルモノト看做ス

第三十條　前條第一項ノ規定ニ依リ裁判所ノ定メタル存續期間ハ本法ノ適用ニ付テハ契約ヲ以テ定メタル存續期間ト看做ス

第三十一條　本法施行前借地權者カ建物ヲ築造セスシテ其ノ權利ヲ讓渡シタルトキハ讓渡人又ハ讓受人ハ本法施行後遲滯ナク其ノ旨ヲ土地所有者ニ通知スルコトヲ要ス

讓渡人及讓受人前項ノ通知ヲ爲サヽル場合ニ於テハ借地權ハ契約ヲ以テ定メタル存續期間ノ滿了ニ因リ、存續期間ノ定ナキトキハ第二十九條第二項ノ規定ニ拘ラス同條第一項ノ規定ニ依リ裁判ヲ以テ定メタル存續期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス

前二項ノ規定ハ借地權者カ本法施行前更ニ賃借權ヲ設定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十二條　本法施行前ニ築造ニ著手シ又ハ築造シタル建物アル借地權ニ付テハ裁判所ハ當事者ノ請求ニ因リ建物ノ種類及構造並借地權設定當時ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ存續期間ヲ定ム

前項ノ規定ハ契約ヲ以テ賃借權ノ存續期間ヲ二十年ト定メタル場合ニハ之ヲ適用セス

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇に登る〕

○政府委員(鈴木喜三郎君)　本案提出の理由を私より申上げます、現今に於きまする借地關係の實情を見ますると云ふこと、地主地借人の眞の意志に副ふ所の約款は概ね存在して居りませぬで、唯一片の形式に流れたる契約證書を作成して居りまする所からして、往々此兩者の間に權利義務の不確定なる所から致しまして紛爭の因をなして居るのでございます、一例を申しますれば家屋建築の目的を以て土地の使用關係を營みまするに當りましても僅に三年であるとか、或は五年であるとか云ふやうな借地證文を授受して居る所から致しまして、仲の好いときにはそれで治つて居りまするが、兩者の間に一朝平和を破るときになりますと云ふと、三年と約束してあるから直ちに明渡せと地主は迫る、地借人の方は三年五年等のことは單に地代更定の約束に過ぎないので、使用期間を約束したものでないと爭ひ、屢々訟廷に是等訟爭を見る次第でございます、爲に土地及家屋の利用を完からしむることが出來ないと云ふ狀態であるのでございます、本案收むる所の條項は是等の點を考へまして、能く地主地借人の權義を明かにし此兩者の爭を防ぎ、圓滿に利益の調節を計らうとすることを目的とする次第でございまする、右の理由に依りまして本案を立案いたしました次第でございまするから、何卒御審議の上御協贊あらむことを切望いたしまする。

○鈴木摠兵衛君　政府委員に質問いたしたうございます、本案は最も緊要な又重大なる問題でございますが、此各條を見ますると土地所有者が各借地權者と相當の契約をして居る、其借地權者が又貸をすると云ふ場合には土地所有者の承諾を求めずしてでもやれるが如く解釋が出來ますが、隨分是等のことに付きましては世間に往々是等の弊害は多々ある、それ等に付て政府は如何なる御所見でありまするか伺つて置きます。

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇に登る〕

○政府委員(鈴木喜三郎君)　鈴木さんの御質問に御答へ致します、御承知の通り地上權關係を以て土地の使用を約束いたしました場合には地上權者は自由に其權利の處分が出來ることになつて居りまする、賃貸借關係で土地の使用關係を生じましたる場合に於ては地主の承諾がなければ賃貸權の讓渡若は轉貸を許さぬと云ふことになつて居るのであります、本案も亦此民法の規定を破りました次第ではないのであります。

○男爵高木兼寬君　本案の特別委員の數を十五名とし御選擧あらむことを希望いたします、滿場諸君の御贊成を希望いたします。

○男爵石黑忠悳君　贊成いたします。

○男爵內田正敏君　贊成。

○谷森眞男君　贊成。

○議長(公爵德川家達君)　高木男爵の委員の數を十五名とする動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔河井書記官朗讀〕

借地法案特別委員

侯爵　細川護立君　　伯爵　副島道正君
　　　平山成信君　　子爵　酒井忠亮君
子爵　西尾忠方君　　　　　有松英義君
　　　岡野敬次郎君　男爵　佐竹義準君
男爵　高崎弓彦君　　　　　藤田四郎君
　　　磯部四郎君　　　　　高橋作衞君
　　　江木翼君　　　　　　星島謹一郎君
　　　安田善三郎君

○議長(公爵德川家達君)　次の議事日程は本院公報を以て御通知に及びます、本日は是にて散會。

午前十一時五分散會

○大正八年一月三十一日(金曜日)

午前十時五分開議

議事日程　第五號

第一　**川上親晴君、相馬哲平君、田中源太郎君請暇の件**

第二　**大正七年法律第二十四號中改正法律案**(政府提出)　**第一讀會の續**(委員長報告)

第三　**輸出羽二重精練業法中改正法律案**(政府提出)　**第一讀會の續**(委員長報告)

○議長(公爵德川家達君)　是より諸般の報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

去る二十七日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

大正七年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)

同日議決したる哀悼決議文は即日之を內閣總理大

臣に送致せり

正三位勳二等　大山綱昌君
從三位勳三等　大谷靖君
正四位勳四等　高橋琢也君

同日貴族院令第一條四項に依り貴族院議員に任せらる

同日內閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられたる旨の通牒を受領せり

司法省所管事務政府委員
司法省參事官　飯島喬平君
文部省所管事務政府委員
文部省圖書監查官　渡部董之介君
文部省參事官　武部欽一君

同日豫算委員分科會に於て當選したる主查の氏名左の如し

第一分科　主查　伯爵柳澤保惠君
第二分科　主查　男爵小澤武雄君
第三分科　主查　伯爵林博太郎君
第四分科　主查　男爵村上敬次郎君
第六分科　主查　小松謙次郎君

去る二十八日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

大正七年法律第二十四號中改正法律案特別委員會
委員長　伯爵大木遠吉君
副委員長　子爵樋口誠康君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

大正七年法律第二十四號中改正法律案可決報告書

一昨二十九日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

輸出羽二重精練業法中改正法律案特別委員會
委員長　伯爵松木宗隆君
副委員長　子爵前田利定君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

輸出羽二重精練業法中改正法律案可決報告書

昨三十日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

借地法案特別委員會
委員長　侯爵細川護立君
副委員長　岡野敬次郎君

同日請願委員長より左の報告書を提出せり

請願文書表第二回報告書

○議長（公爵德川家達君）　去る二十七日本院議員に勅任せられました大山綱昌君の席次は松室君の次席、大谷靖君の議席は名和男爵の次席、高橋琢也君の席次は仁尾君の次席と確定いたしました、是より本日の會議を開きます、唯今報告いたしました三君の部屬は抽籤の手續を省略し、順次先づ缺員ある部に其他は部號に從ひ每部に編入いたして御異存ございませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、大山綱昌君は第二部に、大谷靖君は第一部に、高橋琢也君は第二部に編入いたします。

○議長（公爵德川家達君）　議事日程第一、川上親晴君、相馬哲平君、田中源太郎君請暇の件、川上君病氣に付十一日間、相馬君病氣に付き十四日間、田中君病氣に付八日間の請暇でございます、何れも許可を致して御異存ございませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第二、大正七年法律第二十四號中改正法律案、政府提出、第一讀會の續、委員長報告、大木伯爵。

「左の報告書は朗讀を經さるも參照のため茲に之を載錄す以下之に傚ふ」

大正七年法律第二十四號中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年一月二十八日

右特別委員長　伯爵　大木遠吉

貴族院議長公爵德川家達殿

「伯爵大木遠吉君演壇に登る」

○伯爵大木遠吉君　委員會に御託しになりました徵兵令中改正法律案の經過と其結果とを御報告いたします、委員會は去る一月二十八日に開きまして愼重なる審議を重ね、十分の質問も試み、政府の意嚮の在る所も確めて能く說明を承はりました、元來本案は大學及高等學校の制度の變化に伴隨する所の改正であります、大體是は至當なるものと認めましたのであります、唯委員會に於きまして此第二十三條の改正に高等學校と云ふことを別に書き出したことは甚だ穩當でないぢやなからうか、それよりも高等學校と云ふ事を基準とした方が甚だ簡明にして分りが宜くはないかと云ふ說もありました、其政府委員の說明に依りますと高等學校と云ふ文字が何が故に拔き出したかと云へば、即ち學校を卒業し及修了したと云ふことになりましたに付きまして、高等學校は御承知の通り中學四年で直ちに入學することが出來ることになりましたが故に、或は疑義を生ずる虞がありはせぬかと思うたが爲に、特に注意的の意味を以て高等學校と云ふ文字を拔き出した次第である、元來修業年限三年以上と云ふことが原則であるが、高等學校の入學者は中學四年より入學が出來る故に或は誤りを生ずる所の虞がありますが故に、高等學校も亦入營延期を受くべきものであると云ふことを殊に注意的に揭げたと云ふ意味合で列擧したと云ふ說明でありました、委員會に於きましては原案の通り之を可決した次第であります、其他御承知の通り別に是はむつかしい案でもなく、要するに學制改正の結果に伴ふ所の改正でありますから、委員會に於きまして此法案は可決すべきものと認めまして、多數を以て可決した次第であります、此段御報告いたします。

○男爵石黑忠悳君　質問がございます宜しうございますか。

○議長（公爵德川家達君）　宜しうございます。

○男爵石黑忠悳君　文部に關係した質問でございますが、文部の政府委員は居りますでございませうか

○議長（公爵德川家達君）　文部省ですか。

○男爵石黑忠悳君　はい。

○議長（公爵德川家達君）　居られます。

○男爵石黑忠悳君　質問を致しますが、此第十三條第一項第二號中「學校ヲ卒業シタル者」を「學校ヲ卒業シ又ハ學校ノ課程ヲ修了シタル者」に改める、此學校を卒業した者は分りますが、學校の課程を修了しましたと云ふものは、どう云ふものを申しますものですか、質問いたします。

「政府委員赤司鷹一郎君演壇に登る」

○政府委員（赤司鷹一郎君）　御答を申上げます、唯今の御尋ねは高等學校の一學年の學科を了りました者、斯う云ふのを課程を修了したる者、斯樣に法文の上に書いてございますのでございます、即ち中學校は中學校の四年から致しまして高等學校に今度は聯絡を取るやうになりましたのでございますからして、丁度中學の五年に相當いたします、五年を了りました者と高等學校の一年の課程を了りました者とは丁度同等の學力、斯樣になりました關係から致しまして、高等學校の一學年の修了者、斯う云ふ文字を使ひました次第でございます。

○男爵石黑忠悳君　續いて伺ひますが、さう致しますると學校を卒業した者又は學校の課程を修了した者と申しますると、矢張り學校に居りまして學校を卒業いたした者と同樣の課程を了つたものと云ふことに致しまして、學校外に居つて課程を修了した者ではございませぬのでございますか。

「政府委員赤司鷹一郎君演壇に登る」

○政府委員（赤司鷹一郎君）　唯今の御尋ねは從段御話の通り學校の課程を了りました者でなければならぬのでございます、學校に居ります者でなければならぬのでございます。

○男爵石黑忠悳君　今一つ伺ひますが、是は陸軍大臣が御出席でございますから、陸軍大臣に伺ひまして宜しうございますか、一體此案の趣意と申しまするものは、此兵役に對する待遇の特別なることを、範圍を擴げるやうに考へますが、是は此求めと云ふものは軍部に在るのでございますか、教育の方に在るのでございますか。

「國務大臣田中義一君演壇に登る」

○國務大臣（田中義一君）　唯今の學校の課程を修了した者と云ふことに付ての求めは軍部に在るか教育に在るかと云ふ御尋ねのやうでございますが、是は軍部に在る、教育に在ると云ふことを申さず、此學制が改正になりましたに付ては斯くすることが中學校卒業者に對し、彼等に權利を與へると同じ意味に於て、是非軍部と云はず教育と云はず、さうせなくちやならぬものだと云ふ考で此改正をした次第でございます。

○議長（公爵德川家達君）　質問もないと認めますから採決を致します、本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長(公爵徳川家達君)　過半數と認めます。

○男爵中川興長君　直ちに第二讀會を開かれむことを望みます。

○男爵山内長人君　贊成。

○伯爵大木遠吉君　贊成。

○議長(公爵徳川家達君)　直ちに第二讀會を開くべしとする說に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵徳川家達君)　第二讀會を開きます、全部を問題に供します、全部委員長報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異議ないと認めます。

○男爵中川興長君　直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○伯爵大木遠吉君　贊成。

○議長(公爵徳川家達君)　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵徳川家達君)　第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵徳川家達君)　輸出羽二重精練業法中改正法律案、政府提出、第一讀會の續、委員長報告。

輸出羽二重精練業法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年一月二十九日

右特別委員長　伯爵　松木宗隆

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔伯爵松木宗隆君演壇に登る〕

○伯爵松木宗隆君　本案に付きまして委員會の經過並結果を御報告いたします、委員會に於きまして政府の說明に依りますれば、我國の絹織物の精練を爲して居りまする會社及工場は總數百十六箇所であります、其の中輸出向のものが三十四箇所、更に其中二十二箇所が精練法に據つて居る工場でありまして而して本案の改正に依りまして新たに許可さるゝものが、二十一工場の見込であるさうであります、委員より此の許可の方針に付きまして、政府は精練統一の名の下に將來に於て或は合併をし、又は一箇所に一會社より許さゞるの意嚮であるや否やと云ふことに付て質問がありましたが、政府は取締に適ひましたる相當なる設備を爲したるものには、それぞれ許可を與へると云ふ方針であるからして、其邊の懸念がなきやうにと云ふ答辯でありました、本案の文字の上に付きまして、ちよつと解り惡くいのは此絓絹でありますが、是は絓には二種類あつて、一つは紋絓一つは平絓と云ふことであります、此中紋絓は既に精練法に依つて取締つて居るのでありますから、一方の平絓の方を此改正法に依つて取締らむとするのでありまして、附則の「輸出紋絓ヲ除キタル輸出絓絹」と云ふのは是であります、即ち二者を綜合したのが絓絹と云ふことになるのでありまするから、是は申上げて置きます、此他絹紬、富士絹に付て取締を必要とせざるかとの質問に對しまして、政府は今日の程度に於きまして其の必要を認めて居らぬので、專ら量目主義に依り羽二重系統のものを取締る必要を生じて居ると云ふのであると云ふ答辯でありました、今一つは此附則に一年の期間を與へたと云ふことは、長きに失せざるやとの質問がありました、政府は之に對して此期間の設定に付きましては、當業者の意嚮を參酌し、若し之を急にやると云ふことに致しますれば、當業者が苦痛を感ずると云ふことを察しなければならないので、殊に中には機械の注文等もあることでありまするから、是等の實情に顧みて、準備の爲に一年の期間を設定したと云ふことは已むを得ないことであると云ふことでありました、終りに本條に在ります輸出縮緬、壁、平絓、繻子、此四種類の輸出總額は、大正六年度に於きましては七百萬圓、七年度に於きまして一月より九月までの間には、一千六百四十七萬圓と云ふ巨額に達したさうであります、此巨額に達しましたることは時局の結果でありませうが、併ながら之を一時の現象と見ずして、此機會に於て折角發展したる所の販路を失墜せざるやうに考慮をしなければならないことでありまして、それには現在の儘放任して置くと云ふことに致しましたならば、所謂粗製濫造の弊を生ずることでありまするから、羽二重と同じ精練業法に依つて之を取締り、さうして以て製造物の發達と向上を圖り、羽二重と等しく國際市場に永く聲價を維持せしめて行きたいと云ふ、此改正案は適當なるものと認めまして、委員會は全會一致を以て即日可決に相成りました次第でございます、此段御報告申上げます、尙ほ本案は前陳の如く、簡單にして明瞭なる案でございますから、讀會を省略せられまして、直ちに可決確定あらむことを希望いたします。

○高崎親章君　ちよつと政府委員に御尋ねしますが之には現行法の參照を付してありませぬが、先刻可決になりました大正七年法律第二十四號の改正案中には、參照として現行法を提供いたしてあります、斯う云ふものには現行法がありませぬとちよつと判斷が付きませぬが宜しく是は參照として現行法の拔萃をして提供せられた方が宜からうと思ひまするが何か理由があつて是には參照として現行法の參照がないのでありませうか、ちよつと御尋ね致します。

〔政府委員岡本英太郎君演壇に登る〕

○政府委員(岡本英太郎君)　御答申上げます、參照條文を付けますることは普通はないさうでございます、先ほどの法律は込入つてありました爲めに特に掲けました由でございます、誠に本條は簡單でございました爲に載せませなんだのでございます、第十四條に「本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ハ輸出紋絓及輸出薄絹ニ之ヲ準用ス」と、斯う云ふ條文でございます、之を改めました。

○高崎親章君　ちよつと一言將來に付ての希望を申述べて置きます、斯の如きものには現行法の參照を將來付せられむことを希望致します。

○議長(公爵徳川家達君)　本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長(公爵徳川家達君)　過半數と認めます。

○男爵中川興長君　直ちに第二讀會を開かれむことを望みます。

○子爵前田利定君　贊成。

○議長(公爵徳川家達君)　直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵徳川家達君)　第二讀會を開きます、全部を問題に供します、全部御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異議ないと認めます。

○男爵中川興長君　直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○高崎親章君　贊成。

○議長(公爵徳川家達君)　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵徳川家達君)　第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異議ないと認めます、次の議事日程は本院彙報を以て御通知に及びます、本日は是にて散會。

午前十時三十三分散會

○大正八年二月三日(月曜日)

午前十時五分開議

議事日程　第六號

第一　**男爵本多政以君、石谷傳四郎君請暇の件**

第二　**大正七年度歲入歲出總豫算追加案(第二號)審查期限を定むるの件**

第三　**臨時軍事費豫算追加案(第二號)審查期限を定むるの件**

○議長(公爵徳川家達君)　是より諸般の報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

去月三十一日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日之を衆議院に送付せり

大正七年法律第二十四號中改正法律案

輸出羽二重精練業法中改正法律案

同日内閣總理大臣より左の如く李王職長官の謝電ありたる旨の通牒を受領せり

大勳位李太王殿下薨去に付貴族院は深厚なる弔意を寄せられたる旨決議御傳達の趣拜承直に李王殿下に言上したるに貴族院の好意に對し深く感謝せらる

右然るへく御挨拶を希ふ

同日豫算委員分科會に於て當選したる主査の氏名左の如し

第五分科　主査　男爵武井守正君

一昨一日衆議院より左の政府提出案を受領せり

大正七年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)

臨時軍事費豫算追加案(第二號)

○議長(公爵德川家達君)　是より本日の會議を開きます、議事日程第一、男爵本多政以君、石谷傳四郎君請暇の件、本多男爵病氣に付き會期中、石谷傳四郎君病氣に付き二十四日間の請暇でございます、何れも許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　第二、大正七年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)審査期限を定むるの件、第三、臨時軍事費豫算追加案(第二號)審査期限を定むるの件、通牒文の朗讀は御異議がなければ省略致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〔左の送付文は朗讀を經さるも參照のため玆に之を載錄す〕

(第二號)大正七年度歳入歳出總豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月一日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

(第二號)臨時軍事費豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月一日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　本日日程に登載せられました追加豫算に付きまして大藏大臣若くは大藏次官より說明を致すべき筈でありますが、不幸にしまして大藏大臣も次官も病氣で出席が出來兼ねます、依つて他の政府委員より一應の說明を致し、又此追加豫算中には各省に亘つたものもありますから、御質問等の場合には各省當局者より御答いたすことにしたいと考へますから、左樣に御承知を願ひます。

〔政府委員西野元君演壇に登る〕

○政府委員(西野元君)　唯今日程に上つて居ります兩豫算追加案に付きまして、簡單に御說明を申上げます、大正七年度の一般會計追加豫算の歳出は總額七千八百餘萬圓でございまして、其の中二千百萬圓は大正三年臨時事件豫備費の追加でございます、千五十萬餘圓は臨時軍事費特別會計に對する繰入でございまして、其他の四千餘萬圓は普通經費の追加でございます、大正三年臨時事件豫備費は、御承知の通り前期議會に於きまして八千四百萬圓の豫算額の御協賛を得て居たのでございますが、時局の推移に伴ひまして、豫定外に多大の費用の支出を要しましたる結果、緊急已むを得ざるものに付きましては、臨機國庫剩餘金の支出等に依つて、今日まで之を支辨して參つたのでございますが、尙ほ不足を生じまする金額に付きまして、今回玆に追加豫算を提出いたしました次第でございます、又臨時軍事費に付きましては、西比利亞出兵、其他豫定外に多額の費用を要しまする事項がございまする爲に、是亦玆に追加を要求いたしました、普通經費に付きましても、物價騰貴等の爲に何れも前申しましたと同樣の次第で、玆に追加豫算提出の必要を生じました次第でございます、唯今申上げましたる歳出に對する財源と致しましては、戰時利得稅の增收を生じまする見込を以ちまして、六千五百餘萬圓を計上いたしました、又臨時事件費支出に伴ひまする、臨時受託造修收入の六十餘萬圓を計上いたしました外、千二百餘萬圓は、前年度繰入金を以て之に充てる經費でございます、次に臨時軍事費追加豫算の總額が、六千餘萬圓でございまして、是は本年三月に至りまするまでの所要見込額の不足に相成つて居る金額でございます、其財源と致しましては、千五十餘萬圓は唯今申上げましたる一般會計より繰入金を以て之を支辨いたしまするし、他の五千萬圓は公債募集金に依りまする計畫でございます、以上申上げましたる兩豫算案とも、目下進行いたして居りまする所の年度の所要額でございまして、緊急差置き難い經費でございまするに依つて、何卒御審議の上速に御協賛あらむことを切に冀ふ次第でございます。

○淺田德則君　唯今日程に上つて居りまする第二、第三追加豫算の審査期限は、日限を定めませずして審査終了次第報告を致すと云ふことに定められむことを望みます。

○男爵武井守正君　賛成。

○男爵山內長人君　賛成。

○議長(公爵德川家達君)　淺田君の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、次の議事日程は決定次第通知に及びます、本日は是にて散會。

午前十時十五分散會

○大正八年二月七日(金曜日)

午前十時五分開議

議事日程　第七號

第一　伯爵奥平昌恭君請暇の件

第二　會計檢査院法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

○副議長(侯爵黑田長成君)　是より諸般の報告を致させます。

〔長書記官朗讀〕

去る三日請願委員會に於て決定したる分科擔當委員の兼務左の如し

第四分科擔當委員　男爵福原　俊丸君

第二分科兼務

第一分科擔當委員　矢口長右衞門君

第四分科兼務

同日內閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられたる旨の通牒を受領せり

農商務省所管事務政府委員

農商務技師　有働　良夫君

去る四日衆議院より左の政府提出案を受領せり

會計檢查院法中改正法律案

昨六日衆議院より左の政府提出案を受領せり

第一回國勢調查施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案

大正五年法律第四號中改正法律案

同日政府より左の要求書を受領せり

大正五年法律第四號中改正法律案緊急議決の要求書

同日請願委員長より左の報告書を提出せり

請願文書表第三回報告書

○副議長(侯爵黑田長成君)　是より本日の會議を開きます、一昨五日伯爵奥平昌恭君病氣に付豫算委員を辭任いたされたき旨申出でられました、許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます付きましては第三部にかて其補闕選擧を行はれむことを望みます、次に御諮りを致すことがございます憲法發布後三十年に付き祝賀上奏を致して御異存はございますまいか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます憲法發布三十年記念祝賀上奏案の起草を特別委員に付託し、且つ其委員の數を十五名と致しまして、此委員の選定は議長指名と致しまして御異存はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます起草特別委員の氏名を御報告に及びます。

〔岡書記官朗讀〕

憲法發布三十年記念祝賀上奏案起草特別委員

侯爵　德川　頼倫君　侯爵　細川　護立君

伯爵　松浦　厚君　平山　成信君

子爵　青木　信光君　子爵　前田　利定君

小牧　昌業君　江木　千之君

小松謙次郎君　水野錬太郎君

男爵　坪井九八郎君　谷森　眞男君

室田　義文君　高橋　作衞君

安田善三郎君

○副議長(侯爵黑田長成君)　是より本日の議事日程に移ります、議事日程第一、伯爵奥平昌恭君請暇の件、奥平伯爵病氣に付き二十六日間の請暇でございます、許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます

○副議長(侯爵黑田長成君)　大正五年法律第四號中改正法律案に付きまして、政府より緊急事件として議決相成りたき旨の要求がありましたに付て、議事日程を變更いたしまして、本案の第一讀會を唯今開きまして御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます本日は通牒文の朗讀は總て省略いたして御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます

〔左の送付文及議案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

大正五年法律第四號中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月六日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

大正五年法律第四號中改正法律案

大正五年法律第四號中左ノ通改正ス

「八千八百萬圓以內」ヲ「三億二千萬圓以內」ニ改ム

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

參照

大正三年臨時事件ノ經費支辨ニ關スル法律

（大正五年二月法律第四號）

大正三年臨時事件ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ特別會計ニ屬スル資金ヲ繰替使用シ、借入金ヲ爲シ又ハ公債ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ借入金及公債ノ額ハ通シテ八千八百萬圓以內トス

本法ニ依ル特別會計資金ノ繰替、借入金又ハ公債ヲ整理償還スル爲必要アル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ借入金ヲ爲シ又ハ公債ヲ發行スル事ヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員西野元君演壇に登る〕

○政府委員(西野元君)　大正五年法律第四號中改正案に付きまして本日大藏大臣出席の上說明を申上げます筈で有ますが過日來感冒の爲にまだ登院が出來ませぬので、不十分ながら私より簡單に說明を申上げます、何卒惡しからず御了承を願ひます、本案は御覽の通り極めて簡單なる案でありまして本法中金額の八千八百萬圓以內とありますのを三億二千萬圓以內と改める案であります、是は大正三年臨時事件に關しまする經費を支辨いたしまする爲に政府に於て借入をなし、又公債を發行いたしまする金額の制限を現行法に於きましては八千八百萬圓以內と云ふことに限定いたしてございます所、其後時局の推移に伴ひまして臨時事件に關する經費の漸次增加いたして參りました爲に、現に今回の追加豫算の中に於きまして臨時軍事費と致しましては大正七年度以內に於きまして要しまする分に對して五千萬圓の公債募集金を計上いたします、又來年度分の臨時軍事費の財源と致しまして一億五千六百餘萬圓を計上いたしてあります、尙ほ大正八年に於きまして臨時事件豫備費の財源と致しまして二千二百萬圓の借入金を計上いたしてございます、是等の借入金並に公債募集金を計上いたしましたる結果と致しまして、法律に於ける發行制限額の增加を必要と致す次第であります、本件は極めて緊要の必要を見まする次第でありまして、既に衆議院に於ても議決の上當院に回付になりました次第であります、何卒御審議の上速に御協贊を御與へ下さいますことを切に翼ふ次第であります。

○副議長(侯爵黑田長成君)　別に御質問もないと認めますから、特別委員の氏名を御報告に及びます。

〔岡書記官朗讀〕

大正五年法律第四號中改正法律案特別委員

伯爵　吉井　幸藏君　　男爵　小澤　武雄君

子爵　稻垣　太祥君　　男爵　沖原　光孚君

荒井賢太郎君　　男爵　藤田平太郎君

若槻禮次郎君　　橋本圭三郎君

橋本辰二郎君

○副議長(侯爵黑田長成君)　議事日程第二、會計檢查院法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

會計檢查院法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月四日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

會計檢查院法中改正法律案

會計檢查院法中左ノ通改正ス

第二條中「副檢查官專任十四員」ヲ「副檢查官專任十七員」ニ改ム

附　則

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員橫田千之助君演壇に登る〕

○政府委員(橫田千之助君)　本案提出の理由を私より說明を致します、本案は頗る簡單な法案でありまして逐年會計の膨脹に伴ひまして會計檢查の繁劇を加へるに付き之が進捗を期すると同時に檢查の周到を期する爲に副檢查官を增員をすると云ふに過ぎぬのであります、宜しく審議の上御表決を請ひます。

○副議長(侯爵黑田長成君)　別に御質問もないと認めますから、特別委員の氏名を御報告に及びます。

〔岡書記官朗讀〕

會計檢查院法中改正法律案特別委員

伯爵　小笠原長幹君　　子爵　牧野　忠篤君

男爵　外松孫太郎君　　男爵　眞田　幸世君

男爵　小畑大太郎君　　石井省一郎君

山之內一次君　　伊丹彌太郎君

高橋源次郎君

○副議長(侯爵黑田長成君)　次の議事日程は決定次第本院公報を以て御通報に及びます、本日は是にて散會。

午前十時十六分散會

○大正八年二月八日(土曜日)

午前十時五分開議

議事日程　第八號

第一　大正五年法律第四號中改正法律案（政府提出）（衆議院送付）第一讀會の續（委員長報告）

第二　大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第二號）會議（委員長報告）

第三　臨時軍事費豫算追加案（第二號）會議（委員長報告）

○副議長(侯爵黑田長成君)　是より諸般の報告を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

昨七日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

大正五年法律第四號中改正法律案特別委員會

委員長　伯爵吉井幸藏君

副委員長　男爵小澤武雄君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

大正五年法律第四號中改正法律案可決報告書

大正七年度歲入歲出總豫算追加案(第二號)、臨時軍事費豫算追加案(第二號)可決報告書

請願委員會特別報告第一號

同日內閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられる旨の通牒を受領せり

內務省所管事務政府委員

內務省參事官　潮　惠之輔君

○副議長(侯爵黑田長成君)　是より本日の會議を開き議事日程第一に移ります、第一大正五年法律第四號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

大正五年法律第四號中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年二月七日

右特別委員長

伯爵吉井幸藏

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵吉井幸藏君演壇に登る〕

○伯爵吉井幸藏君　大正五年法律第四號は大正三年臨時事件の經費支辨に關する法律であります、此法律に於きまして公債及借入金で支辨する制限額を八千八百萬圓と定めてあるのであります、然るに臨時事件は尙ほ繼續して居りまして、隨つて其經費を續いて支辨するの要があるのであります、大正八年三月に至る迄の分が五千萬圓、大正九年三月に至る迄の分が一億五千六百萬圓、是は臨時軍事費の追加であります、又大正八年度臨時事件豫備費の財源として二千二百萬圓を要する計算になるのでありまして公債借入金に依る制限額を三億二千萬圓になす必要が生じたのであります、それで此制限額を三億二千萬圓と改正すると云ふ案を提出されたのであります委員會に於きましては政府委員の說明を能く聽きまして、委員よりも亦種々な質問もありました後、意見として委員の一人より左の如き意見がありました本法案に計上する公債借入金額算出の基礎は、即ち豫算は其一部は衆議院より既に本院に回付されてある、他の一部は未だ廻付されないものである、且つ既に休職狀態に入れる今日に於て臨時軍事費の計上額は多額に過ぐる嫌があるやうである、從つて之に關する豫算に付ては多少意見もあるけれども、それは先づ其儘にして置いて、本案は原案通り可決しても差支ない、依つて之に贊成すると云ふ意見でありました、委員會は此意見に一致いたしまして、原案通り可決いたしました、委員會に於きまして愼重審議いたしました結果は右の通りであります、且つ此案は至急通過を要する事情もあるさうでありまする

から、本會議に於きましてもどうぞ委員會の決議通り、成るべく速に御可決あらむことを希望いたします、依つて本員は玆に讀會省略の動議を提出いたしますから、どうぞ皆樣御贊成を願ひます。

○子爵青木信光君　讀會省略に贊成。

○子爵稻垣太祥君　讀會省略に贊成。

○黑岡帶刀君　讀會省略に贊成いたします。

○子爵西大路吉光君　贊成。

○仁尾惟茂君　贊成。

○平山成信君　贊成。

○男爵西紳六郎君　贊成。

○男爵石黑忠悳君　贊成。

○男爵武井守正君　贊成。

○男爵阪井重季君　贊成。

○男爵小澤武雄君　贊成。

○副議長(侯爵黑田長成君)　讀會省略の動議に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○副議長(侯爵黑田長成君)　三分の二以上と認めます、委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます

○副議長(侯爵黑田長成君)　日程第二及第三は束ねて委員長の報告を煩はして御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます第二、大正七年度歲入歲出總豫算追加案第二號、第三、臨時軍事費豫算追加案第二號、委員長報告。

一大正七年度歲入歲出總豫算追加案(第二號)

一臨時軍事費豫算追加案(第二號)

右衆議院より送付したる各案を審査し衆議院議決案の通可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年二月七日

豫算委員長　淺田德則

貴族院議長公爵德川家達殿

〔淺田德則君演壇に登る〕

○淺田德則君　過日御付託になりましたる、大正七年度歲入歲出總豫算追加及臨時軍事費歲入歲出豫算追加の兩案を束ねて玆に御報告申します、豫算委員會は去る三日四日及七日の三回に之を開きまして、審査結了いたしましたのであります、即ち其追加金額は歲入歲出共に各々七千八百九十六萬七千九百九十五圓であります、此歲入の財源は臨時受託造修の收入、前年度繰入金及戰時利得稅の收入增加であります、歲出は之を大別いたしまするに、大正三年臨時事件豫備費、是の追加金二千百萬圓、臨時軍事費の特別會計繰入金千五十萬圓餘、普通經費の追加金四千餘萬圓、而して此普通經費は各省の各款に亘つて居ります、此數字は此際煩雜でありまするに依つて之を省きまして、唯其費用の概要のみを玆に擧げて御報告いたします、外務省の所管在外公館電信料、內務省所管警察費連帶支辨金、大藏省所管大藏本省內閣、貴族院、衆議院、內國徵稅費、諸拂戾及缺損補塡金、陸軍省所管軍事費、海軍省所管軍事費、司法省所管裁判所及監獄費、遞信省所管遞信費、外務省所管營繕費、內務省所管災害費、大藏省所管臨時事件豫備費、臨時軍事費特別會計繰入、憲法發布三十年記念祝賀會補助、陸軍省所管支那駐屯部隊費、災害費、海軍省所管軍備補充費、水陸設備費艦船救難及復舊費、艦艇火藥庫改造費、此等が即ち此費途の概樣でありまして、此追加を要しまする次第は、主として時局の推移に伴ひまして豫定外に多大の費用を要しまするもの、若くは物價の著しく騰貴いたしましたるもの、又は災害等に依る經費でありまして此他已むを得ざる費途に屬するものと認めましたのであります、又第二號の臨時軍事費豫算追加案、歲入歲出共に各々金六千五十餘萬圓でありまして、其財源は一般會計よりの繰入金と借入金及公債募集金に依ることになつて居ります、而して其歲出は主として西比利亞出兵費と其他豫定外に要するものであります、で委員會に於きましては各委員より種々の質問が出まして、是は餘ほど多方面に亘りました質問でありました故に、一々玆に御報告いたすことは時間も要しまするに依つて、其中一二の概樣のみを玆に御紹介いたさうと存じます、歲入に關しまして委員の數名より、戰時利得稅の甚しく豫算に超過したる所の增收を見た、是は政府の見込違ひではあるまいかと云ふことに付て反覆質問を致されたのであります、之に對して政府委員より、右は從前執來りたる所の豫算の算出方法に依つて調製したる所の結果、實際の徵收額に非常なる相違を致したのであると云ふことの辯解でありました、尙又臨時軍事費に關聯いたしまして一人より講和會議の結了、西比利亞撤兵の關係及目下殘留兵の目的等に付きまして屢々質問が出ましたのであります、之に對して國務大臣より當初出兵の目的は即ち「チェック、スロヴアック」の援助は既に達したるものであるが、現下「バイカル」以東治安を維持するの必要に依つて其撤兵の時機を豫知し難いと云ふことの答辯でありました、又海軍省所管艦船火藥庫改造費に關しまして或る委員より質問がありまして、此火藥の爆發の頻繁なることに付きましては當局に於て之をどの程度までに調査、即ち豫防方法に付て調査を進めて居るや否や、又其原因は果して判明したるや否やと云ふ事の質問であります、之に對して海軍大臣より詳細に答辯がありましたのであります、其他追加豫算に直接の關係を有ちませぬが目下講和會議の問題となつて居りまする國際聯盟及南洋諸島統治問題、此他船舶若くは個人損害賠償の問題、又は工業所有權問題、露國に對する債權問題等に付きましても、委員と國務大臣との間に問答を重ねられましたのでありまして、是は一々此に申述べませぬが、どうか速記錄に就いて御覽を願ひたいと思ひます、で此他にも豫算の編成方法、其他各種の點に付きまして質問もありましたが、是以て又速記錄に就いて御覽を願ひたいと思ひまして玆に省略いたします、右の經過に依りまして採決を致しました結果一の異議なく兩案とも全部衆議院送付の通り可決いたしましてございます、此段御報告申上げます。

○副議長(侯爵黑田長成君)　唯今委員長の述べられました兩案は束ねて問題に供して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます男爵村田經芳君。

〔男爵村田經芳君演壇に登る〕

○男爵村田經芳君　諸君本員は玆に議題に上りました所の大正七年度追加豫算額に對しまして、其他總て贊成でありますが、其中陸海軍費に對する贊成の理由を國防上の希望よりして述べたいので有ますが暫く御淸聽を煩はします、尤も此希望の部分的內容を述べます前に總括的希望を述べ置きませぬと贊成の理由が或は徹底しないかとも思ひますから先づ總括的から述べる事に致します、偖て今回の歐洲大戰寧ろ世界大戰は有史以來未曾有の事で、凡そ三千億圓の軍費と、二千萬人內外の死傷者と其[illegible]々の損害約二千億圓を算し、交戰國の數は二十六箇國其動員四千三百萬人に及んだと聞いて居ります、其結果として得たる所は何でありませう徒に血を流し財を失ひ人間の總ての幸福を犧牲として、あらゆる慘憺の光景を極めた外に、一面には武器の進步と云ふ事もありますけれども、全體より之を見ますれば則ち君主政體の破壞、民族自決主義の鼓吹、民主主義の樹立と云ふやうな一大現象を呈して參りました、是より先き隣邦の支那に於きましては眞先に中華民國となり、愛親覺羅朝は一朝にして悲慘なる最後を遂げ、續いて今回の戰爭中には露西亞帝國はあの通りの始末で、「ロマノフ」朝の末路は實に言ふべからざる慘憺を極め、今又獨逸帝國も解體せられて、共和主義とか民主主義とか云ふ事が此世界を風靡して帝國と云ふ帝國は遂に唯我が日本一國のみとなりはせぬかと思はれる傾になりました、搗てて加へて戰爭の勝敗は專ら武器の利鈍と物質との供給、即ち經濟狀態の如何と云ふことに重きを置かれて、第一に肝要であるべき國民精神に向つては餘り多くの注意を拂はぬやうな傾のあるのは世界の各國はいざ知らず、我が日本の爲めには實に憂ふべき極であらうと思ひます、加之武器に於いても、又經濟狀態に於いても世界の列強に比べて遜色ある我が國民は、將來に對して十分の覺悟を有たねばならぬと思ひます、抑々萬世一系の皇統を戴き、世界無比の國體に依り三千年來鍛ひに鍛つた日本國民精神即ち之れを日本魂とも又は武士道とも云はれて居るところの我が國民精神は歸する所大義名分を明にして、忠君奉國を基本とし、億兆心を一にして上は皇室に奉じ下は祖先の遺風を顯彰し、其の遺訓を遵守して益々皇運を扶翼し奉り、忠勇義烈孝悌信義皆悉く誠一つを以つて貫き、仍て以つて國體の精華を發揚するこそ、現代の臣民たる我々の本務であらうと思ひます、我が日本帝國は露西亞や獨逸等とは其の成立に於て根本から相違があるのでありますから、世界各國の興廢存亡より超絕して天地と倶に無窮たるべきことは敢て私一個の愚見ではない、畏多くも神代の昔に於て天照大神の大詔に見えて居る所でありますから、我が日本が世界に於て唯一の帝國となればなる程益々其光輝を放つ所以で、我々國民の本分たる忠君奉國の至誠を捧げて皇室の藩屛となり、以て國體の精華

を發揚するの時期は、斯る世界大勢の一大變遷に際して、今日より以後益々其切要を感ずると共に、生れて日本國民たるの幸福を一層深く感謝せねばならぬ譯であらうと思ひます、然らば即ち世界各國の君主政體が如何に變化しましても、我々日本國民の精神には何等の影響を及ぼすべき理由もなく、又泰西の武器が如何に進歩しましても、之を怖るるに足らぬのでありますが、尤も武器の進歩と云ふことに付きましては勿論之に後れないやうにすることと、又之に對する十分の覺悟と準備とを要するのでありますけれども、嚮ふ所敵なく、嚮ふ所敵のないのは何であらうと申しますれば、即ち人の和でありまして擧國一致億兆一心の力の強さと云ふものは、水火も之を犯すことの出來ないもので、如何に精鋭なる武器がありましても、此の國民の一致を缺いたならば到底如何ともすることが出來ないのであります、斯く申せばとて、私は決して武器を無用だと申すのではなく、及ばずながら老年の今日に至りましても、尚ほ益々武器の發達進歩を圖つて之が爲に精神を注いであるのでありますが、國家の富強を期する上に於きましては、何か一番大切であるかと申せば、それは國民全體が其本分を自覺したる所の確乎たる精神と、此精神に依つて鍛錬せられたる人物とが、第一であると言ふのであります、此確乎たる國民精神の尊ぶべき事と、人物の大切なる事とは、國家の隆盛を期する上に於て、至大至要たるは申すまでもなく、國防に於ても、武器以上に肝要でありますが、今日の日本國民は、斯る至大至要なる精神に於て、或は一致を缺く所はありはしないでせうか、即ち物質的方面に重きを置いて、精神方面を輕んずるの傾がありはしますまいか、將又近來に於ては、大に心の弛みを生じては居ないでありませうか、更に輕佻浮薄の弊風に流れて、質實剛健の氣象を失ひつゝありはしませぬか、或は個人主義、或は利己主義に傾いて國家的觀念が薄らぎつゝありはせぬか、之を私は憂ふるのであります、即ち國防の充實に關しましても、是が根本を國民精神の振作と、人物の養成とに置かねばなりませぬそこで陸軍當局者は勿論、更に文部並に内務當局者の反省を求めたいのであります殊に文部當局者に向ひましては、學校教育に於て人物養成を本位とし、日本國民としての教育の効果を完からしめらるべく希望に堪へないのであります、之が爲に小學兒童よりして一に教育勅語及戊申詔書の大御心を十分に體得せしめ、單に儀式的に勅語を捧讀し、又之を暗誦するのみでなく眞に之が實踐躬行の方法を講じて、益々義勇奉公の實を擧げ、必ず先づ忠君報國を骨髓とする所の日本國民の本分を全からしめぬければなりますまい、併ながら學校教育のみを以て教育の能事終れりとは申すのではありませぬ、必ずや家庭も社會も、相待つて始めて學校教育の効果を完うし得られるのでありますから、又内務當局者は文部當局者と協力し、殊に地方長官並に其他の行政官吏及自治團體等を督勵せられて、社會風教の善美を期し、以て教育の効果を永遠に全からしめらるべく、切に希望に堪へないのであります、是れ則ち國防の充實を計る所以の根本で、其根本の培養をすることが今日の如く君主政體を破壞しつゝある世界に於ては、我が國民の爲に益々急要を告げつゝあるのであります、今回大戰の結果として世界全般は戰に疲れ、且つ其慘害に苦しみつゝありしを今や講和會議が開始せらるゝの運びとなりましたから、必ずや正義人道上必ず滿足なる議決を齎らされるであらうと思ひます、從つて今後定めて世界の平和を保つでありませうが、若し幸にして人類社會から絶對に戰爭なるものを取除けて未來永久に世界の平和が望み得らるゝならば格別、然らざる限りは何時か又爭奪併吞が行はれて、更に「ナポレオン」一世のやうな時代を再現せずとも測り難いのであります現に獨逸は今回之を行つて失敗したのでありますが斯る侵略的爭奪に對する自衛的國防の充實と云ふことは決して忽せにすべからざる大切なことでありますから、昔より敵國外患なきものは其國遂に亡ぶと言はれて居り、孫子にも常を變とし、變を常とすと言ふ語がありますが、洵に味ふべき金言ではありますまいか、即ち常を變とし、變を常として國防が充實して居れば決して他より乘せらるべき一點の隙もなく其所に始めて平和が保障せられるのでありますから苟も國家の威信を保ちて他の侮を禦がんが爲には自衛上一日も軍備を緩うする事は出來ないのであります、ちよつと茲に蛇足ながら申上げて置きますが國防の充實と云ふことは、平和を保障する爲の自衛的のものであります、之に反して侵略主義は平和を破壞する所の併吞爭奪的でありますから、國防の充實と云ふことと侵略主義と云ふこととは全く正反對であることを十分に御諒解下されて、此兩者の差別を混同せられぬやうに特に御願ひ申して置きます偖て此國防の充實を計るに就きましては必ず先づ日本國民の根本精神を培養して、人物を養成することが焦眉の急務でありまして、同時に又軍備の擴張を計ることが國家百年の大計であります、或は想ひまするに今回講和會議の問題に、世界各國の軍備制限とか、若くは徴兵制度の存廢如何と言ふやうなことも附議せらるゝかも知れませぬが、我が日本の現在の軍備は、之を世界の各強國と比較しますると、迚も自衛上平和を保障し得らるゝだけの程度に達して居ないのでありますから、到底制限とか縮小とか云ふ問題に入るべき範圍のものではありませぬ、即ち自衛上平和を保障し得べき程度に達する迄にはどうしても陸軍の大々的擴張を要するのであります、殊に四方海を環らせる我國の地勢上より海軍の偉大なる擴張は、又一層必要であります、即ち陸海軍共に遲々たる小規模の擴張でなくして大々的擴張を切に希望して已まないのであります、勿論此の擴張は、國家經濟の許す範圍を以てせねばならぬことでありますけれども、出來るだけ國民の負擔を輕からしめない爲に、成るべく他の事業を繰延べ得らるゝだけは繰延べると共に、國民一般も出來るだけ其衣食住を節し、華美なる建築、裝飾などの外觀的虛飾を廢し、過度の遊興冗費を節約し、一に克己自制を專らとし、戊申詔書の御趣意に則り、勤儉産を治め、華を去り實に就き、堅忍自彊、上下心を協せて、荒怠相誡め、斯くて其餘し得たる所の財力を擧げて、之を陸海軍費と教育費との不足を補ふに充て、國民全般が國家的精神を以て同心協力して盡したならば、即ち國家の堅牢なるは勿論、國防の充實は期して待つべきであります、以上は國防の充實に關する總括的希望でありますが、更に進んで其内容に關する部分的希望を述べます、先づ其第一は徴兵問題に就てでありますが、是は主として陸軍當局者に希望する所でありますけれども、又文部當局にも關聯しますから、併せて十分の御考慮を願ひたいのであります然るに此徴兵制度は動もすれば國民の自由を束縛する所の強制であるとか、或は軍國主義に基く所の壓制制度であるとか云ふ議論もあり、又世界の大勢は徴兵制度の廢止に傾きつゝあるから、我が日本も此大勢に支配されねばならぬと云ふやうな說もあるやうですが、茲に最も注意すべきことは、國民の自由を束縛すると云ふ、其自由なるものを勝手氣儘と云ふことゝ混同してはならぬことであります、苟くも國家社會を組織して共同生活を營む以上は、其安寧秩序を維持する爲に、國民をして無制限の自由に放任せしむることは到底出來ないのであります、即ち無制限の自由は放縱であつて、放縱不規律なる國民は、遂に其國家を滅亡せしむるに至るものでありますから、そこで國家の安寧秩序を保たむが爲には、法令を制定する必要があるので、國民は即ち其法令の範圍内に於て自由を有することは勿論でありますが、法令を破つてもそれが自由であると云ふならば國家の存立は認められないのであります、殊に我が日本國の成立は……

○副議長(侯爵黒田長成君) 村田男爵病氣の爲に討論を中止するの已むなきに至りましたのは誠に同情に堪へませぬ、付きましては同男爵の希望もございますから、其草稿の殘餘を參考として速記録に掲載いたしては如何かと存じます、御異存はございますまいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(侯爵黒田長成君) 御異議ないと認めます

〔參考〕

殊に我日本國の成立は、世界各國と根本よりの相違があつて、君臣は親子の誼を有し、忠孝本を一にする所の一大家族でありますから、忠君は即ち愛國、愛國は即ち忠君で、忠勇義烈、身命を捧げて君國に盡すは、日本國民の本分でありまして、所謂大和魂なるものは、犧牲的精神の發揮に外ならぬのでありますから、君國の爲めとあらば水火の難も辭せずと言ふ事が、即ち三千年來鍛へに鍛へたる我國民精神であります、從つて兵役に就くと言ふ事は、徴兵制度の有無を論ずる迄もなく、國民皆自から進んで之に就くべき筈のもので、國民皆兵と云ふ事は、單に制度の上からではなく、實に國民自發の精神でなければなりませんから、我國に於ては、國體上並に國民精神上、徴兵制度は決して諸外國に於いて論ぜらるゝが如き國民の自由を束縛する所の強制制度でもなく、又壓制制度でもないのであります、故に今回の講和會議に於て、世界の大勢は假令徴兵制度の廢止に傾きませうとも、我日本は建國の大精神に基き、國體上

並に國民精神上、之に支配されねばならぬと言ふ筈はあるまいと思ひます、

然るに我國民の中にも、動もすれば徵兵を忌避する者があります、之は畢竟、日本國民たる本分を自覺せざる者の致す所で、此點に就ては獨り學校敎育のみならず、家庭も社會も大に責任を負はねばなるまいと思ひますが、翻つて忌避の原因を考へて見ると種々あるやうであります、即ち二十歲前後の男子は、學生ならば修業の半途でありますから、成るべく修業の後に兵役に就きたいと言ふ考を起す者もありませう、又多數の農民並に商工業者にありましては、二十歲前後の男子は、既に其の家業に從事し、一家生計の中心となれる者も少くありませんから、貧困者に於きましては、兵役に服務中、其の一家の生計に困難すると言ふ點もあるでありませう、學生には徵兵猶豫の特典もあり、其の他一年志願兵の制度もありますが、併し國民の大多數に向つては、此の特典も此の制度も、其の範圍に於て甚だ狹いものでありますから

茲に私は徵兵忌避の弊を除くと共に、國民皆兵の實を擧げて良兵を養成し、而かも兵役年限を短縮して、尙且三年兵と同樣の良成績を得ると共に、國家も國民も一擧兩得たる所の愚見を案出した積りでありますから、此の愚見に就いて希望を述べるのであります、

抑も日露戰役以後、我國は世界有數の强國となり一等國たるの名譽を得て居りますが、其一等と言ふは、即ち武力に於ての一等で、武力以外に一等國たるの資格は無いと言つても敢て過言ではありますまい、然るに此の武力に於て一等國たるを得たのは何が爲めであるかと申せば、則ち國民の一致は勿論、三年兵役制度の御蔭で、熟練なる强兵を養成する事が出來たからであります、其の三年兵役が二年になり、若し又一年になるやうでは兵の熟、不熟の差別を生じ、是れが爲めに世界第一の强兵たる實を失ふやうな事があつては、洵に國家の爲めに憂ふべき次第でありますから、成るべく三年兵制を採用したいのでありますけれども既に二年兵制の實施せられたる今日でありますから、乃ち二年兵であつても、三年兵と同樣の良成績を擧げたいと云ふ所から、茲に愚見を案出したのでありますが、其れは自然徵兵令の一部に改正を行はねばならぬ事になりませうが、其愚案と申すは即ち、新兵の入營後、時々其成績を檢査し、成績が良好であつて、一兵士として充分の資格ある者は、服役年限一箇年を以て滿期除隊の特典を與ふる事があります、さう致しますると、國家としては多數の良兵を得る事になり、國民としては一年を以て兵役を終了する事となり、所謂一擧兩得でありまして、尙且次に述べますやうな大なる利益を國民全般の精神上並に體育上に及ぼして、皆兵の實を全からしむると共に、更に豫後備將校下士の多數をして、適當に且有効に其職務を盡さしむる事が出來やうと思ふのであります、其れは何故かと申すに、何人も二年兵役よりは一年兵役の方を望むでありませう、從つて一年を以て滿期除隊の特典を與へられそれが爲めに、自ら奮つて良好なる成績を擧げんとするのは人情の然らしむる所で若し自ら奮發せなければ、矢張り二年の間兵役に就かねばならぬのでありますから、如何にもして一年滿期の特典に與かりたいものだと奮勵するに相違ありません、且又同村に於ける同年兵が、續々として一年を以て滿期除隊の光榮に浴して歸村するのに、自分計りは二年間服役せねば良兵たるの資格が認められないと言ふのは如何にも殘念で、村民に對しても面目がありませんから、自然奮勵せずには居られないと言ふ事にもなります、或は隣村では續々一年で除隊歸村するのに、本村では皆々二年を要するとあつては、村としての恥辱であると言ふので、擧村一致で奮發心を起すのは自然の道理でありまして、此奮發心は獨り入營後軍隊生活に入つてから始めて起す譯でなく、入營前に於て各村靑年團に軍隊的豫備敎育を施さねばならぬと言ふ自覺と共に、何うしても一年間で優良なる成績を擧げて、滿期除隊の光榮を得たいものだと言ふ自發的計畫を立つるやうになりませう、即ち他働的受働的でなく、自覺に基づく所の自働的自發的でありますから、さうなれば全國一般の靑年をして、自ら武士道的精神を發揮せしむる事が出來て、近時の如き浮華輕薄の風潮より脫せしむる事も出來ませう、之れと同時に體育上にも亦少からざる効果を及ぼすべき事は信じて疑ははないのであります、斯くて法令の上では二年兵制であつても、實際には一年を以て優良なる多數の兵士を得るやうになりますから、國家も國民も一擧兩得であつて、尙且靑年の精神上並に體育上に莫大なる効果を及ぼすやうになるでありませうさうして自發的に各町村靑年團に軍隊的豫備敎育を施すに就ては、豫後備將校下士が之れが指導の任に當ることになりますから、將校下士が豫備退役となつても、今日の如く閑地に居る人が多いと言ふ事も無くなり、適當に且有効に其の職務を盡すことが出來るのであります、啻に豫後備將校下士のみでなく、又在鄕軍人一般の爲めにもなる事であります、更に一方には軍隊に於きましても、此等豫後備將校下士を採用するの必要が起るであらうと思ひます、其れは何故かと申すに、新兵の入營後時々其成績を檢査することはなか〳〵面倒で、此の面倒を現役の將校下士に負はしめる事は練兵上到底困難でありますから、其處で各兵卒の成績檢査には、豫後備將校下士を採用して之れに當らしめ、其の成績檢査の結果に對しては、現役の將校之れが責任を負ふと言ふやうにしたいものであります、左すれば豫後備將校下士の技能を適所に且有効に發揮せしむることが出來、平常に於ても精神上の弛みがなくて實地上大に利益があらうと思ひます。

今日迄の經驗に依りますると、三年兵よりは二年兵の方が成績が不充分であると言ふのは、即ち年限が短いから練習が足らぬと言ふ理由と、もう一つは成績の良否に拘はらず、兎も角二年さへ經てば滿期除隊になるから、役目さへ濟ませば其れで宜しいと言ふやうな傾もあるからではありますまいか、其處で二年兵であつて三年兵と同樣の良成績なる精兵を作るには、何うしても自發的の奮勵に依つて其熟練を積ましむることが肝要であります、殊に小國に於ては精兵は一層必要で、一人を以て十人に當る丈の覺悟をせねばなりません、此精兵と國民兵とは强弱の別がありますが、其の强弱は人其の者の强弱計りでなく、熟不熟の强弱でありますから、其處で三年兵と二年兵とに實地上優劣の差は顯はれる譯であると思ひますが、併し二年兵であつて三年兵と同樣の良成績を擧げるには、何うしても自發的に奮勵して其の熟練を積むやうにせねばなりません、さうして其の奮勵次第で、成績の良好なるものは悉く一年を以て滿期除隊の特典を與ふることになれば、從つて徵兵忌避の原因を除くことが出來るのと、國民皆兵の實を全うし得る事と、國家としては優良なる多數の兵士を得、國民としては僅に一年を以て兵役を終了することが出來、尙且兵役を經て來た所の國民兵を增加する事と、豫後備將校下士をして適所に且有効に其職務を盡さしめ得る事と、更に全國の靑年一般に精神上及び體育上莫大なる効果を與へる事との、一擧七大利益があるのであります、尤も除隊後と雖も或年限の間は、毎年の大演習に召集して參加せしめ、尙且大演習以外にも一年に一回は必ず召集して演習せしむることの必要なるは勿論でありますが、右に述べましたる希望を實行するには、一擧七大利益の裏面に面倒と言ふ事がありますけれども、島津齊彬公が、軍備に就いて面倒と失費とを唱へては到底充實し得られるものでないと言はれましたが、之は洵に金言で、何事でも面倒と入費とを忍ばねば決して成就するものではありませんから、前以て充分の覺悟を願つて置きたいのであります。

それから陸軍の擴張に就きまして、是非とも速に御實行を願ひたいのは、士官學校の擴張と殊に敎導團の再設とであります、即ち今後益々國民軍を盛にするに就きましては、現在の豫後備將校下士の數では、之を指揮するに不足でありますから、更に多數の現役將校下士を養成し一朝有事の日に國民軍を指揮する場合に、現役と豫後備の將校下士が共に之に當るに充分なる準備を整へたいものであります、殊に亂軍の場合には將校は勿論、大に下士の働きに待つ所が多いのでありますから、熟練なる下士を養成する事が又實に必要であります、其れで士官學校の擴張と同時に、殊に敎導團の再設は是非とも急務でありますが、或は之れが爲めに平時に於て將校下士の過剩を來すかも知れませんけれども、此の場合には、常備軍に將校下士を增置しましても差支がないと思ひます、此の將校下士を增置する事は、或は無益で多くの經費を要すると言ふ議論があるかも判りませんが、各兵卒の成績を檢査するには非常な面倒を要して、多數の將校下士が入用でありますから、豫後備將校下士を採用するは勿論、現役將校下士を增置することは少しも無益ではありません、乃ち之を各

師團に分割附屬せしむれば決して多數のものではなく、殊に將校下士は平常より之を養成して置かなければ、一朝有事の日に俄に間に合ふものではありません、且軍備に於ては他の事と違つて、大概之れで宜しいと言ふやうな不確實な事では洵に危險でありますから、平常より充分なる準備が必要でありまして、熟練なる將校下士を增置すると爲ぬとは、戰鬪上に於て國家の興廢存亡に關する事でありますから、經費を增す事は忍ばねばなりませぬ、然るに此の將校下士を增置する時は、進級上に支障を來すと言ふ事もありませうが、其は矢張り經費の問題で、經費さへあれば優良なる將校下士を選拔してどし〳〵昇級させることに何等の支障はないのでありますから、一箇師團を新設する丈の經費を之に用ひたなら優良なる多數の將校下士を選拔昇級せしむる事が出來て國防上の効力は到底一箇師團の比ではなく、更に幾層倍の効力があらうと思ひます、然るに世上には一年兵役論を主張する人もあるやうでありますが、之れは恐らく實戰に經驗の無い人の議論であらうと思はれます、實戰上二年兵が三年兵に及ばないのと同じく、一年兵が更に二年兵に及ばないのは勿論で、之れは熟不熟の差別に依つて優劣を生ずるのでありますから、軍隊の强弱より論ずれば、矢張り三年兵制が宜しいのでありますけれども種々の理由に依り既に二年兵制を實施せられたのでありますが、最早二年兵制以下に短縮する事は、實戰上到底不可能であります、其處で私は二年兵制であつても三年兵と同樣の良兵を作りたいと言ふ考から、前申したやうな愚見を案出致しましたので此の愚見は世上にまゝ聞く所の一年兵役論とは全く其の本旨を異にし、又其の結果を異にするのでありますから、何うか誤解下されぬやうに願つて置きます。

尙右に述べました希望は、單に本員一己の案出に係るものでありまして、未だ曾て何人にも質問した事もなく、又相談した事もありませんから勿論講究の足らぬ所もありませうが、陸軍當局に於きましては尙充分御研究の上、取捨其の宜しきを得られたいものでありますが、殊に兵卒の成績を檢査して、良好なるものは一年を以て滿期除隊の特典を與へると言ふ事は、國家も國民も一擧兩得の肝要なる點でありますが、此の一年を以て成績良好なる者を除隊せしむれば、直に之れが補充を行はねばならぬのは勿論、新兵の教育上差支を生ずることゝ思ひますから、此の點は當局者に於て御研究の上、良案を御案出になりましたならば、是非とも此の件は速に御實行になりたいのであります、將來必ず一年兵役に就いて種々の議論が起るに相違ないと考へますが此の問題は兵の强弱に關する大事でありますから、今に於て右の希望を速に御實行あつて、他日の論出を招かないやうに願ひたいのであります。

更に兵器の改良と技術員の奬勵とに就て、陸海軍兩當局に對する希望があります、元來我日本國民には研究心に乏しくして、動もすれば泰西の糟糠を嘗め、其驥尾に附するの風あるは、洵に遺憾であります、尤も近來に至りましては、稍研究心の見るべきものがありますけれども、尙極めて微々たるものでありますから、今後大に奮發して泰西を凌駕し、以て先鞭を著けねばなりませぬ、殊に軍事に於ては、常に機先を制することが肝要でありますから、決して他國の餠馬を以て甘んずべきものでありませぬ、今回の歐洲大戰に於ける勝敗の跡を見まするに、一面には物資の供給經濟力の優劣に依る所の多いのは勿論でありますが、又一面には兵器の良否と技術の巧拙に關する事が甚だ多いのであります、乃ち其の兵器の改良と技術の進步は、專ら其の局に當る者の熱心なる研究に依らねばならぬと同時に、又大技術員の數に關係するのであります、殊に歐米列强に於けるが如き完全なる兵器工場を民間に有せざる我國に於きましては、大に民設工場の奬勵を計るは勿論、官設工場に於ても亦一層多數の技術員を要するのでありますから、兵器の改良と技術の進步を期せんとするには、必ず先づ工場設立の奬勵と技術員の養成とを急務とせねばなりませぬ、故に偶々民間に於て優秀なる技術者があれば、政府は之を優遇し、之を採用して、以て其の奬勵に努めねばなりますまい、想ふに當局者は已に既に之れが方法を講ぜられつゝあるを信じて疑ひませんけれども、冀くは尙益々意を玆に致されたいのであります。

次に國防に關聯して文部當局に對する希望があります、其れは前にも述べました通り、國民教育に於いて人物の養成に重きを置き、小學兒童を始めとし、全國一般の學校教育に於て、必ず此の忠君報國孝悌信義の教を第一とし、上は　皇室に對して身命を捧げ奉るは勿論、苟も日本國民たるの本分を自覺して、國家の爲に盡す所の人物を養成する事が焦眉の急務でありまして、幼少よりの教育は先入主となるものでありますから、殊に大切なる事であります、今回の歐洲大戰に於ては武器の進步が著しくして、機械と言ふ事が專らになつて居るやうでありますが、併し武器ばかり幾ら進步しても、其の根源は人物に在りますから、國防上に就いても人物は第一で、此の人物を養成する事は武器以上に肝要であります、何うか文部當局者は特に此の點に充分の御注意あつて、教育上の改善を計られんことを切望に堪へないのであります

それから現今の體操科並に體育法に於ては、專ら西洋のものを採用して居るやうであります、其れも洵に結構でありますが、併し私の望む所に體育上にも實用上にも共に有効なる種類のものを選定せられたいのであります、即ち普通體操の外に射的をさせるとか、練兵をさせるとか、其の他種々ありませう、尤も此練兵は小學校に於て木銃を用ひ、中等學校以上に於て軍銃を用ひて居る所もあるさうでありますけれども、官公立學校は勿論、私立學校に至る迄全般に實行するやうにありたいのであります、尙此の外私の希望する所、小學兒童よりして一般學生に擲彈の練習を積ませたいのであります、日露戰役に於て擲彈の爲めに我兵の惱まされたる經驗は今尙新しい事でありますが、今回の歐洲大戰にも此の擲彈が非常に用ひられて亞米利加軍などは之を以て偉大なる功を奏したことは多々あつたやうに聞いて居りますから、平常之を練習して置くことは、軍事上は勿論體育上にも極めて大切な事であります、さうして其の練習に於ては、獨り右手にて擲げるのみでなく、左手にても之を擲げるやうに練習を積むことは體育上必要であります、斯る練習を積んで置きますと、一朝有事の際に國民軍を出しても、充分に戰鬪力があらうと思ふのであります。

次に射的でありますが、之れも一般學生に練習させたいのであります、獨り學生のみでなく、全國自治團體の青年に練習させて置きたいのでありますから、文部當局のみならず、内務當局にも關係する事であり、且又小銃彈藥を要しますから陸軍當局にも關聯するのでありますが、現今學生間には庭球とか野球とか言ふ遊戲が盛に行はれて、或は各學校の間に對校競技となり、或は各團體若くは海外に向つても競技を試み、更に徒步競爭其の他各種の運動競技が世界的に行はれつゝある今日に於て、未だ射的のみが閑却せられて居るのは何う言ふ譯でありませうか、勿論此等の競技は、體育上有利たるは申す迄もありませんが、體育と相俟つて一朝事あるに際し國防の爲めにも最も有効なるは射的であります、さうして此の射的の練習は、必ずしも他の競技に於けるが如く選手を作るのが目的でありませんから、射的の名人を作ると言ふよりも、國民一般をして射擊法に馴らさしめて置くことを希望するのであります、之れが爲めには國民共同射的場を各府縣郡市町村に設くる事が必要であります、勿論之は政府からでなく、民間に於て設けねばならぬのでありますが、併し民間の自覺に待つ事は甚だ遠い問題であらうと思ひますから何うしても初めは政府の奬勵に依つて、政府から其の手本を示されなければ充分であるまいと考へます、本員は明治四五年の頃より此の事に就いて、時の大久保内務卿に建白した事がありますが、直に之れが實行は困難であると言ふ事で延期になつて居りましたが、十年の役後始めて共同射的會社の設立を許されて向ヶ岡に設けましたさうして全國一般の各府縣にも及ぼしたいと言ふ内務卿の目的でありましたが、此の目的は遂に達する事が出來なかつたのであります、現に今大森にある射的場は向ヶ岡から移したものでありますそれで今後國民共同射的場が全國各地に出來るやうになれば、小銃彈藥に不足を生じはしないかと考へますから、陸軍當局に於きましては、此等の射的場に對し極めて廉價で彈藥を拂下げるとか、銃は無料で貸下げるとか致されたいのであります勿論監督も必要になることは申す迄もありますまい、然るに成るべく彈藥等の消耗品を要せずして射的の練習が出來れば、丁度大弓場のやうに少額の入費で濟ます事が出來ますから、私は及ばずながら此の點に就て多年研究を致しまして稍得たる所がございますが、陸軍當局に於て尙之れが研究

を砲兵工廠に命じられたなら、本員の研究よりも一層良好なるものが出來やうと思ひます。

其れからもう一つは、學校に於て男子には看護卒女子には看護婦の技術の練習をさせたいのであります、或學校にては男子に裁縫を教へた所が好結果であつたと言ふ事が新聞に見えて居りましたが裁縫よりも看護の技術を教へたら、更に好結果であらうと思ひますから、男女共に之を練習させて置くことは、國家の爲めにも宜しいと考へます、之は必ずしも專門的に其の蘊奥を究めずとも、應急手當の出來る位には致したいもので、平常家庭に於ても實に便利を感ずることであり、且一朝有事の際に於ては、國家の爲めに非常に役に立つ事と思ふのであります。

以上陳べました外に、尙陸軍當局に對して希望がありますが、其れは軍事上の機密に亘ることもあらうと思ひますから唯今は差控へて置きます、又機密以外に就ての愚見も多々ありますけれども、今日は之れで止めて置きます、要するに以上陳べました希望は、單に本員一己の案出に係るものでありまして、未だ曾て何人にも質問した事もなく又相談した事もありませんから、尙講究の足らぬ所もありませう、さうして以上の希望は獨り陸軍當局のみならず、文部當局並に内務當局にも大に關聯するのでありますから、何うか充分御研究の上、國家百年の大計より打算し、常を變とし變を常とするの用意を以て、此希望を容れられんことを切に願つて置きます。

尙終りに臨んで本員が政府に對する豫ねての希望を一言開陳して置きますが、苟も上　陛下の御親任を辱うして内閣を組織したる政府が、下國民の輿望を荷ひて輔弼の大任を全うし、國家百年の大計を立てて其の所信を斷行せんとするに當りまして、其の内閣の壽命が僅に一年や二年の短日月では、到底所信の一端さへ實行するの暇があるまいと思ひますから、施政上一内閣に十年内外の歲月を與ふることが必要であらうと考へます、然るに若し無能内閣がありとして十年の壽命を保つよりも、假令短命なりとも治績の見るべきものある内閣の方が遙に優つて居ることは申す迄もありませんが、唯私の憂ふる所は外國の實例にも、政權爭奪に急なる黨派が、其の黨利に專らなるが爲め、動もすれば、國家的精神を失ひ、政府を扶けて國家の爲めに治績を擧げしむると云ふ方針に出でずして、却つて針小の過失棒大に攻擊し、速に政府を倒して自黨を以て之に代らんとする弊風があつたやうでありますが、之れが爲めに内閣は交迭に交迭を重ねて、其の交迭每に施政の方針をも變ずると云ふ有樣では、丁度沙漠を步くのと同じて、二足進んでも一足後戾りすると云ふ譯で、進んでは戾り又進んでは戾るのでありますから、斯う云ふ有樣では果して國家百年の大計を全うする事が出來ませうか、固より彼の長を採り我の短を補ふことは良い事でありますが、動もすれは我國體と云ふ事を忘れますから、何うか國體を忘れずして歐米の說を折衷することを誤らないやうに深く注意せねばなりませぬ、其れで私の希望と致しましては、我國の内閣は政黨内閣でも聯立内閣でも何内閣でも宜しいが、其の閣員の精神が唯内閣の維持策とか、若くは黨略黨利とかに傾かずして、一に國家の利害休戚と終始し、身を以て報効の實を擧ぐべく一致したる内閣でありたいと言ふのであります、之を國防の上に比較しましても、國防が充實して居れば一點の隙もありませんから、其處に平和が保障せられるのと同樣で、如何なる内閣でも一點の私心なく、眞に國家の爲めに全力を盡すべく閣員一致して奮勵したならば、其の内閣の堅牢無比なるは勿論上は　陛下の御信任に對し奉り、下は國民の輿望を全うする所以であります、斯くて十年一日の如く、眞に至誠を捧げて輔弼の大任を盡し、以て良好なる治績を擧ぐることは、國運の發達上は勿論、國防の充實に於ける根本の要點であります。

以上申述べました所の希望に依つて、陸海軍費に對する贊成の理由は、充分に御諒解下された事と存じます。

○副議長（侯爵黑田長成君）　採決を致します、兩案全部委員長の報告に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　　多數

○副議長（侯爵黑田長成君）　過半數と認めます、次の議事日程は、あとより御通知に及びます、本日は是にて散會。

午前十時四十六分散會

○大正八年二月十日（月曜日）

午前十時六分開議

議事日程　第九號

第一　**今井五介君請暇の件**

第二　**請願委員長報告**

第三　**第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案**（政府提出、衆議院送付）　**第一讀會**

第四　**會計檢査院法中改正法律案**（政府提出、衆議院送付）　**第一讀會の續**（委員長報告）

第五　**憲法發布三十年紀念祝賀上奏案**　**會議**（委員長報告）

第六　**大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の請願**　**會議**

第七　**軍人恩給法中改正の請願**　**會議**

第八　**日本住血吸蟲病豫防撲滅事業費國庫補助の請願**　**會議**

○副議長（侯爵黑田長成君）　是より諸般の報告を致させます。

〔長谷川書記官朗讀〕

一昨八日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

大正五年法律第四號中改正法律案

大正七年度歲入歲出總豫算追加案（第二號）

臨時軍事費豫算追加案（第二號）

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

會計檢査院法中改正法律案特別委員會

委員長　　伯爵小笠原　長　幹君

副委員長　　子爵牧　野　忠　篤君

憲法發布三十年記念祝賀上奏案起草特別委員會

委員長　　侯爵德　川　賴　倫君

副委員長　　伯爵松　浦　　厚君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

會計檢査院法中改正法律案可決報告書

憲法發布三十年記念祝賀上奏案起草報告書

同日第三部に於て豫算委員伯爵奧平昌恭君の補闕選擧を行ひしに其の結果高崎親章君當選せり

同日豫算委員長より分科擔當委員を左の如く決定せる旨の報告書を提出せり

第二分科擔當　　高　崎　親　章君

○副議長（侯爵黑田長成君）　是より會議を開きます一昨八日今井五介君海外旅行に付き請願委員を辭任いたされたき旨申出でられました、許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（侯爵黑田長成君）　御異議ないと認めます付きましては第九部に於て此補闕選擧を行はれむことを望みます。

○副議長（侯爵黑田長成君）　是より本日の議事日程に移ります、第一今井五介君請暇の件、今井君海外旅行に付き明後十二日より會期中の請暇でございます、許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（侯爵黑田長成君）　御異議ないと認めます

○副議長（侯爵黑田長成君）　第二、請願委員長報告

〔伯爵小笠原長幹君演壇に登る〕

○伯爵小笠原長幹君　請願委員會の御報告を申上げます、正副委員長の選擧、分科の決定及分科擔當員の選定、各分科主査の選擧は何れも一月二十一日に行はれました、而して之に關する詳細なることは、既に官報を以て御承知と存じまして、茲には省略いたします、委員會は二回、分科會は六回開きました文書表の報告が三回、委員會の特別報告が一回、請願書の受領件數百三十件、二百十九通、同じく連署人名數が八千四百四十二名、審査の經過及結果を申上げますと、百十四件、百八十七通の中で院議に付すべしと議決いたしましたものが五十五件、九十二通、院議に付するを要せずと議決いたしましたものが、二件、四通ございます、審査未了のものが五十七件、九十一通、尙ほ請願文書表に掲載いたしませぬ件數が十六件、三十二通でございます、以上は去る二月八日午後四時締切でございます、右を以て報告を終ります。

○副議長（侯爵黑田長成君）　第三、第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案、政府提出衆議院送付、第一讀會、通牒文の朗讀は省略いたして御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（侯爵黑田長成君）　御異議ないと認めます

〔左の議案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に傚ふ〕

第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月六日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

第一回國勢調査施行ニ要スル地方經費國庫支辨ニ關スル法律案

第一回國勢調査施行ノ爲市區町村ニ於テ要スル經費ニ充テシムル爲國庫ハ百五十五萬五千四百八十八圓ヲ限リ之ヲ道府縣ニ交付ス

前項ノ規定ニ依リ交付スル金額ノ割合ハ內閣總理大臣之ヲ定ム

〔政府委員横田千之助君演壇に登る〕

○政府委員(横田千之助君) 唯今議題に上りました第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案は明治三十五年法律第四十九號國勢調査に關する法律第二條の規定に依りまして、國勢調査の經費は國庫地方兩方に於て分擔する規定になつて居つたのでありまするが、特に第一回の國勢調査に限りまして百五十五萬五千有餘圓國庫のみに於て負擔すると云ふ意味に於て本案提案の必要を生じたものであります、宜しく御審議の上御表決を希望いたします。

○副議長(侯爵黑田長成君) 別に御質問もないと認めますから特別委員の氏名を御報告に及びます。

〔成瀨書記官朗讀〕

第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案特別委員

伯爵柳澤保惠君　子爵榎本武憲君
男爵黑田長和君　阪本釤之助君
菅原通敬君　岡田文次君
石橋讓二君　鎌田榮吉君
二階堂三郎左衞門君

○副議長(侯爵黑田長成君) 第四、會計檢査院法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續委員長報告。

「左の報告書は朗讀を經さるも參照のため茲に載録す以下之に傚ふ」

會計檢査院法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年二月八日

右特別委員長　伯爵小笠原長幹

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵小笠原長幹君演壇に登る〕

○伯爵小笠原長幹君 委員會に御託しになりました會計檢査院法中改正法律案の經過と其結果とを報告いたします、委員會は去る二月八日開きまして愼重なる審議を重ね、副檢査官の配置、現行法施行以前の定員等の比較等を十分に質問を試み、政府の意嚮の在る所も確めて能く說明を承りました、本案は現行法第二條を改正することに依つて、現在の副檢査官專任十四名を三名殖しまして、專任十七名にしやうと云ふ改正法律案でございます、院長官房第一部第二課、第二部第二課に各一名の專任副檢査官を增員したい、さうすると院長官房に一名專任副檢査官が居ることになつて、主として檢査方法の調査に當らしめ、各部各課に各二名宛の專任副檢査官を置くことになつて、一名は主として內に留つて院內の事務を見ることが出來るやうになるのでございます、之に依つて繁劇を加へた事務の進捗を期することが出來、且つ是で檢査の周到改善を圖ることが出來ると云ふことであります、尙ほ是は問題外でありますが、之と同時に屬官二十名を增員する考であると云ふ事であります右樣の次第でありますから、委員會では何等の議論なく全會一致原案を可決いたしました、本案は明瞭且つ簡單なる案でございますから、どうぞ讀會を省略せられまして、原案通り可決あらむことを希望いたします。

〔阪本釤之助君發言の許可を求む〕

○子爵牧野忠篤君 贊成。

○子爵青木信光君 贊成。

○阪本釤之助君 御質疑いたしたうございます、三名の副檢査官を增員すると云ふ法案のやうでありますが、唯今御報告中に御言葉がありましたが、最初會計檢査院法を設けられた當時の定員から、其以後何回增加いたされましたのでありますか、若し既にそれがあつたとすれば最初定められた定員から、どれ程增加になつて、今度尙ほ三名の增加をすると云ふことになつたかと云ふことを御調べになつて居りますならば拜聽いたしたいのであります。

○伯爵小笠原長幹君 委員會ではそれは問題になりませぬで、唯此前の改正以前には十六名であつたのが、行政整理で十四名に減つたことだけしか承りませぬでございます。

○阪本釤之助君 然らば政府委員より御答を願ひます。

〔政府委員馬場鍈一君演壇に登る〕

○政府委員(馬場鍈一君) 御答を申上げますが會計檢査院の副檢査官の定員は數回增減いたして居ります、最も多く置きました時は日清戰爭の後でありまして、三十四名程置いてあつたことがあるのであります、其後數回行政整理の結果と致して、減つて參りまして、最近の行政整理に依りまして十四名に減じて居るのであります、それに今回三名增員を致すのであります。

○阪本釤之助君 もう一應伺ひますが、日清戰爭以前三十名以上ありましたものが、十四名に減つた、然るに即ち政府の歲計狀況を見ますると、近頃非常な膨脹でありまして、なか〳〵日清戰爭時分の經濟ではないのであります、而かも他の官衙に於ては近頃非常に定員を增しつゝあるにも拘らず、此尨大なる會計檢査を僅か三名の增員で差支ないと云ふ御確信があつて、將來御增員の必要はないでありますか其邊を伺ひたい。

〔政府委員馬場鍈一君演壇に登る〕

○政府委員(馬場鍈一君) 會計檢査院の定員が現在の狀況になつて居りますのは、主として大正二年の行政整理に於て檢査院法律の改正、勿論兩院を通過いたして現在の如くに減じて居るのであります、歲計の膨脹は固より年々御承知の如く殖えて居りますが、今日の狀況に於ては此定員を以て會計檢査の事務を處理して行くに差支ないと云ふことは檢査院と政府と能く協議を遂げました上で實行する次第であります、故に特に狀況の變化のない限りは此定員を以て會計檢査院に於ては會計檢査事務を差支なく施行して行けると云ふ提案に基いて政府が同意いたしまして、今回提出に相成つた次第でございます。

○伯爵柳原義光君 讀會省略に贊成いたします。

○伯爵大木遠吉君 讀會省略に贊成いたします。

○伯爵萬里小路通房君 贊成。

○伯爵廣澤金次郎君 贊成。

○男爵石黑忠悳君 贊成。

○伯爵松平賴壽君 贊成。

○侯爵德川賴倫君 贊成。

○伯爵副島道正君 贊成。

○伯爵松本宗隆君 贊成。

○平山成信君 贊成。

○副議長(侯爵黑田長成君) 小笠原伯爵の讀會省略の動議に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○副議長(侯爵黑田長成君) 三分の二以上と認めます、委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君) 御異議ないと認めます

○副議長(侯爵黑田長成君) 第五、憲法發布三十年記念祝賀上奏案、會議、委員長報告。

憲法發布三十年記念祝賀上奏案

右別紙の通起草せり依て及報告候也

大正八年二月八日

右特別委員長　侯爵德川賴倫

貴族院議長公爵德川家達殿

貴族院議長臣德川家達誠恐誠惶謹テ
叡聖文武天皇陛下ニ奏ス伏シテ惟ルニ
先帝仁聖ノ德ヲ以テ世局ノ進運ニ鑑ミタマヒ我カ臣民ノ康福ヲ增進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメ又其ノ翼贊ニ依リ帝國ノ丕基ヲ永久ニ鞏固ニスルノ
叡旨ヲ以テ帝國憲法ヲ制定シ朝野和氣藹藹ノ中ニ之ヲ發布シタマヘリ
謹テ案スルニ我カ
皇祖
皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テタマヒシ以降列聖其ノ緒ヲ纘キ國家統治ノ天職ヲ盡サセラレ王道ヲ本トシ覇術ヲ斥ケ君民ノ關係常ニ親密ニシテ義ハ則チ君臣情ハ則チ父子ノ如ク以テ萬國無比ノ國體ヲ成ス其ノ由來スル所誠ニ久遠ナリ憲法ノ條章ハ歐洲諸國ノ成例ニ參酌セラルル所アリト雖其ノ理義ニ於テハ前烈ヲ追ヒ懿訓ヲ弘メ臣民遵由ノ道ヲ示シタマヒシモノナリ古來ノ美風良俗ハ是ニ由リテ益々宣明セラレ大ニ其ノ光華ヲ發スルニ至レリ
陛下
先帝ノ遺範ヲ紹述シタマヒ前後三十年其ノ間屢々國家內外ノ多艱ニ遭遇セシモ憲法ノ運用順調ニ進ミ其ノ効果煥然トシテ觀ルヘキモノアリ綱紀益々張リ庶績維レ凞マル臣等益々奮勵努力各其ノ本分ヲ盡シテ以テ隆治ノ萬一ニ裨補セムコトヲ期ス茲

ニ恭ク
皇恩ノ優渥ヲ謝シ
寶祚ノ無窮
聖壽ノ萬歳ヲ祈リ奉ル

〔侯爵德川頼倫君演壇に登る〕

○侯爵德川頼倫君 去る七日の本會議に於きまして御委託になりました憲法發布三十年記念祝賀上奏案の委員會は翌八日に委員會を開きまして正副委員長の互選を行ひまして、愼重熟議を重ねまして起草を致しました。唯今其之を朗讀いたします。

貴族院議長臣德川家達誠恐誠惶謹テ
叡聖文武天皇陛下ニ奏ス伏シテ惟ルニ
先帝仁聖ノ德ヲ以テ世局ノ進運ニ鑑ミタマヒ我カ臣民ノ康福ヲ增進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメ又其ノ發奮ニ依リ帝國ノ丕基ヲ永久ニ鞏固ニスルノ
叡旨ヲ以テ帝國憲法ヲ制定シ朝野和氣藹藹ノ中ニ之ヲ發布シタマヘリ
謹テ案スルニ我カ
皇祖
皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テタマヒシ以降
列聖其ノ緒ヲ繼キ國家統治ノ天職ヲ盡サセラレ王道ヲ本トシ覇術ヲ斥ケ君民ノ關係常ニ親密ニシテ義ハ則チ君臣情ハ則チ父子ノ如ク以テ萬國無比ノ國體ヲ成ス其ノ由來スル所誠ニ久遠ナリ憲法ノ條章ハ歐洲諸國ノ成例ニ參酌セラルル所アリト雖其ノ理義ニ於テハ前烈ヲ追ヒ懿訓ヲ弘メ臣民遵由ノ道ヲ示シタマヒシモノナリ古來ノ美風良俗ハ是ニ由リテ益々宣明セラレ大ニ其ノ光華ヲ發スルニ至レリ
陛下
先帝ノ遺範ヲ紹述シタマヒ前後三十年其ノ間屢々國家内外ノ多艱ニ遭遇セシモ憲法ノ運用順調ニ進ミ其ノ効果煥然トシテ觀ルヘキモノアリ綱紀益々張リ庶績維レ熈マル臣等益々奮勵努力各其ノ本分ヲ盡シテ以テ隆治ノ萬一ニ裨補セムコトヲ期ス玆ニ恭ク
皇恩ノ優渥ヲ謝シ
寶祚ノ無窮
聖壽ノ萬歳ヲ祈リ奉ル

〔再ひ朗讀〕

前例に依りましてもう一度朗讀いたします

斯の如き文でありまして、どうぞ御異議がありませぬければ御賛成の上直ちに可決あらむことを希望いたします。

○副議長（侯爵黑田長成君） 委員長の報告に同意の諸君の起立を請ひます

總員起立

○副議長（侯爵黑田長成君） 全會一致と認めます。

○副議長（侯爵黑田長成君） 第六、大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の請願、會議、第七、軍人恩給法中改正の請願、會議。

〔左の意見書案は朗讀を經さるも參照のため玆に載錄す以下之に倣ふ〕

意見書案

大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の件

東京府豐多摩郡千駄ケ谷町士族無職業多田保房外五十七名呈出

東京府豐多摩郡澁谷町退役海軍少將澤良渙外二十名呈出

鹿兒島縣鹿兒島市長田町士族無職業退役陸軍步兵大佐桑波田景堯外三十七名呈出（二通）

島根縣松江市石橋平民無職業陸軍步兵一等卒田村只市郎外九十二名呈出

兵庫縣姫路市北條口平民無職業退役陸軍步兵中佐伊東武外二十七名呈出（二通）

愛知縣愛知郡千種町士族退役陸軍一等主計石川鈋吉外十九名呈出

千葉縣安房郡北條町士族退役陸軍憲兵少佐山本政元外一名呈出

東京市小石川區林町平民退役海軍軍醫大監池田泰次外十名呈出

兵庫縣神戸市上三條町商森波繁外二名呈出

千葉縣君津郡龜山村平民農陸軍步兵曹長笈川顯外十七名呈出

三重縣多氣郡五ケ谷村平民農高山傳七外十一名呈出

東京市芝區神谷町平民退役海軍少將中山長明外十三名呈出

岐阜縣土岐郡土岐津町陸軍步兵軍曹佐々木貞太郎外四名呈出

島根縣能義郡廣瀨町士族無職業陸軍少將熊谷宣篤外十七名呈出

東京市神田區三崎町二丁目平民教師退役陸軍騎兵中尉關菊丸外四十三名呈出

東京府荏原郡品川町平民海軍軍醫總監戸塚環海外六名呈出

東京市小石川區小日向臺町三丁目士族無職業退役陸軍少將小野安堯外十三名呈出

秋田縣秋田市楢山古川新町豫備役陸軍三等主計正矢野駒太郎外六名呈出

兵庫縣明石郡明石町陸軍少將今橋知勝外二十名呈出（二通）

鹿兒島縣始良郡加治木町士族農木佐木長鋼外二十七名呈出

高知縣土佐郡小高坂村士族退役陸軍步兵中佐川口淸俊外二十七名呈出

神奈川縣横須賀市深田士族後備役海軍少將長井群吉外八名呈出

埼玉縣北足立郡浦和町海軍中佐佐久間秀三郎外五名呈出

山口縣玖珂郡麻里布村陸軍中將佐々木直外十一名呈出

東京市赤坂區榎阪町後備役陸軍步兵少尉市川淸行外六十五名呈出（二通）

東京市芝區三田小山町平民陸軍三等主計三立宇平外二十四名呈出

東京市麻布區笄町平民退役海軍中將松永雄樹外三十五名呈出（三通）

愛媛縣松山市大字紙屋町平民加藤梁善外三名呈出

宮崎縣西臼杵郡高千穂村農甲斐國愛外十二名呈出

東京市四谷區寺町士族退役陸軍工兵中佐平井直外三十三名呈出

香川縣丸龜市北平山町士族無職業村岡五萬治外二十一名呈出（二通）

宮城縣仙臺市北一番町平民無職業退役陸軍少將小泉策郎外百四十八名呈出

東京府北豐島郡高田村平民伊崎良凞外二百四十四名呈出（二十七通）

埼玉縣北足立郡大宮町無職業後備役陸軍砲兵少佐後藤欽外十二名呈出（二通）

群馬縣高崎市龍見町平民醫師退役陸軍一等軍醫岩本福四郎外三十三名呈出（二通）

岐阜縣大垣市大字郭町士族無職業退役陸軍少將可兒春琳外十名呈出

神奈川縣足柄下郡小田原町後備役陸軍輜重兵中佐川深寛隆外四名呈出

東京府豐多摩郡澁谷町退役陸軍軍醫監落合泰藏外十六名呈出

靜岡縣靜岡市東草深町二丁目平民無職業退役陸軍步兵中尉堀西實岸外九名呈出

石川縣金澤市玄蕃町一番丁士族無職業退役陸軍步兵大佐鈴木常武外八十二名呈出

福岡縣京都郡豐津村退役陸軍步兵少佐高橋種生外四名呈出

東京府豐多摩郡落合村陸軍一等軍醫正長尾收一外二名呈出

鹿兒島縣薩摩郡鶴田村農朝隈平治外一名呈出

東京府豐多摩郡戸塚町士族退役陸軍步兵中佐水野勝太郎外四名呈出

東京府豐多摩郡中野町後備役陸軍工兵中佐櫻井明規外一名呈出

岡山縣苫田郡津山町平民無職業陸軍步兵少佐中山默識外四十一名呈出（二通）

宮崎縣東臼杵郡伊形村平民無職業藤田惇外十一名呈出

鹿兒島縣肝屬郡新城村士族退役陸軍憲兵大尉打越省三外十九名呈出

長崎縣佐世保市淸水町平民退役海軍中尉福本虎之助外六十三名呈出（二通）

大阪市東區和泉町二丁目退役陸軍憲兵少佐菊地傳三外二名呈出

右の請願は大正六年法律第六號を以て軍人恩給法を改正して恩給を受くるの事由か明治四十四年三月以前に生したると同年四月以後に生したるとに依り支給額を異にするの不公平を除去せられたるも尙扶助料は大正九年分より退職恩給又は免除恩給は同十一年分より初めて增加せられたる金額を給せらるゝは物價暴騰せる今日に於て受領權利者の甚苦痛とする所なるを以て大正八年一月より十二月迄の分より增加せられたる金額を支給せらるるやう同法附則第五項及第六項を改正せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

軍人恩給法中改正の件

秋田縣秋田市保戸野中町平民無職業後備役陸軍少將高草木重列外三名呈出

大阪府豐能郡池田町無職業後備役陸軍三等主計正山路多喜治外四名呈出

愛媛縣伊豫郡郡中町陸軍輜重兵大佐喜多山淡二郎外五名呈出

宮城縣仙臺市新小路平民無職業後備役陸軍步兵少佐鎌田之外三十名呈出

右の請願は軍人恩給法は數度の改正を經て殆と公平を得たるも尙明治二十三年勅令第二十四號に依り特に官等を進められたる者にして其の官等に相當する恩給を得さるは文官退職の場合若は近來陸海軍人の現役を去る場合に於て優遇の方法を採らるゝに比し權衡を失するを以て彼此厚薄の差なきやう同法を改正せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

○副議長(侯爵黑田長成君)　是等の請願は請願委員長の報告通りで御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます

○副議長(侯爵黑田長成君)　第八、日本住血吸蟲病豫防撲滅事業費國庫補助の請願、會議。

意見書案

日本住血吸蟲病豫防撲滅事業費國庫補助の件

廣島縣深安郡川南村外八箇村地方病豫防撲滅組合管理者深安郡長饒谷綱介呈出

右の請願は廣島縣深安郡を中心として漸次猖獗を極めむとする日本住血吸蟲病は啻に當該地方に於ける危害なるのみならす又實に國民衞生上の一大憂患なるを以て之を豫防撲滅せむか爲關係諸村に於て公共組合を組織したるも地方の資力薄弱にして其目的を達する能はさるは甚遺憾なるに依り特に國庫より同組合に對し相當の補助を與へられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

○三宅秀君　本員は之に付て少しく質問と希望とを述べたいと思ひますが……

○副議長(侯爵黑田長成君)　三宅君の登壇を望みます。

○三宅秀君　左程の長いものでありませぬ。

○副議長(侯爵黑田長成君)　どうぞこちらへ御出を願ひます。

〔三宅秀君演壇に登る〕

○三宅秀君　私は此請願を採擇されます事には同意の者であります、併ながら之に付て少し質問を致したいことがござりまするが、委員長其他の委員諸君に御尋いたしましては事が幾分か專門的のことになりまするから、定めて御迷惑ぢやらうと御察し致しますので當局に向つて質問を致し、且つ希望を述べたいと存じます、極めて簡單な質問でありますから登壇いたしまする程のこともないと存じましたのでありまする、當局が出て居られませぬか。

○副議長(侯爵黑田長成君)　出て居られます。

○三宅秀君　此案の請願が御採擇になりまするまでの經過を承知いたしまする爲に、速記錄は一通り調べて參りましてございます、速記錄は一通り調べて參りましたが、此請願の意味のことは政府に於ても未だ補助をある手順になつて居るや否やと云ふことに付ては、定まつた意見が無いやうでございまする政府の方で申されまするには差當り十二指腸蟲と蛔蟲と此二つに付ては國費を以て驅除の方法を計畫して居り、豫算までも請求して居るが、此日本住血吸蟲と云ふ病に向つては、此蟲を驅除する方法に向つては、別段の設備がしてない、故に此蟲も豫防撲滅を忽にすべきものでないから、今日豫算の要求してありまするものを割いて、此方に幾分か補助するやうになると云ふやうな當局の御答がございました、是は請願者は自分の居りまする所の地方的の考で、廣島縣の中八箇村が九箇村でありまするかの地方人民から國庫補助を仰いで參つたのでありまするけれども、政府委員の說明されました如く獨り廣島縣ばかりではございませぬ、近くは山梨縣にも可なり蔓つて居ります、其他の縣々に於ても此病が何時の間にやら廣く害が擴がりつゝあるのであります、故に本員の希望いたしまする所は尙ほ確めて置いて希望いたしたいのは十二指腸蟲と蛔蟲との驅除の方ばかりでなく他の諸縣にも此恐るべき病がありまするから豫め豫算に計上してありまする費用を以てそれに配當するやうな事に爲されたいと云ふ考、若しそれで費用が少ければ追加豫算を出してまでも、此事は今少し廣く行はれるやうに致したいと云ふ希望を持つて居ります、それ故に當局に何處まで御決心があるかと居ふことを突止めて置きたいのであります、それから此問題とは少しく離れて居りまするけれども、政府委員が請願委員會に於て言明せられて居りまするが如く、十二指腸蟲と蛔蟲との驅除に付ては當年から豫防費を豫算に要求してある、確か八萬圓かの金高かと存じましたが、此十二指腸蟲と蛔蟲との二つは日本全國……殆ど日本全國へ擴つて居りまして、調査をすればするだけ澤山誰も彼も此蟲の病氣に罹つて居るのであります、一向是までは大人には格別の害がないやうに思つて居りましたものが、大人と小人とを問はず、大に十二指腸蟲と蛔蟲の爲にも苦しめられて居りますから、さう云ふ恐るべき病氣が日本全國へ擴つて居りまするのに、地方費を補助する高が僅か八萬圓では誠に少いのでなからうか、且つ此住血吸蟲病の驅除にまで割いて其費用を分配しやうと云ふことになりますると云ふと、如何に國庫の補助でありまするから、地方費で拂つたものの內を國庫が補助するのでありまするから少額でも宜いと云はれるかも知れませぬけれども、我々の考から致しますれば、それ程大切なものならば豫算の追加を要求してまでも行く位な計畫があつて然るべしと私は考へるのであります、それから十二指腸蟲病と云ふものは、一たび人間の身體に這入りますると、隨分驅除に困るのである、困難なものでありますが、茲に書いてありまする住血吸蟲病と云ふものは更に困難なもので、血の中に住んでありますから其の血の中に生活して居る所の蟲を驅除することは餘程困難なものでありまするから、費用から申しましても、恐らく聊かなことでは驅除豫防が出來兼ねることであらうと思ふのであります、一番昔から知れて居りまする病で、普通申しまする蛔蟲と云ふものは、昔から子供の病氣のやうに思つて居りましたが、是が子供に在るばかりではございませずに、大人にも澤山ございまする、段々調査を致しまして、さうして小學の兒童は申すに及ばず、大人でも各家庭に就いて調べて見ますると、なか／＼盛んに此蟲が蔓つて居りまする、此蟲は幸にして驅除の方法は至つて簡單でございまする、驅除の方法は簡單でありますけれども、此蟲の害を氣が付いて早くから調査を爲し、それから驅除すれば驅除しただけの効驗があつたと云ふことを、醫者なら兎も角も醫者でなく、唯々一の自分の篤志なる所からして驅除の方法に熱心に盡した人を私は承知いたして居りまするが、其人は外でもございませぬが、靜岡縣の小笠郡睦地村と云ふ村の村長伊藤準作と云ふ人であります、其人が早くから氣が付いてさうして或は自費を投じ又は村費を以て經濟的に此驅除法を數年實行いたしまする、其結果として小學校の兒童は成績が良くなつた、壯年の働き盛りの人は、各々其家業を勉めて、病氣が少くなつて、土地の農工業も大に進むやうに認めると云ふことを前年統計を取つて報告などをされた、私共は古くから之を感心いたして居る次第であります、如何にも篤志なることで、それ程の調査をしそれ程の成績を擧げたと云ふことを何處かの席で揚言いたしたと考へて居つたのでありまするが、政府當局に於きましては豫算にまで蛔蟲の驅除費を要求される位でありますから、定めし斯う云ふやうな篤志の人は御承知であることでありませう、で斯う云ふ人間に向つては厚く國庫からも補助もございませうし、或は又表彰して其篤志なる所の行に付て表彰されると云ふやうな御考がありまするか、單り此驅除を努むるばかりでなく、驅除に努めた人に向つても、表彰するやうな御意見がありまするや否やと云ふことを政府の當局に伺ひたいのであります、私は此の本案に付きましては固より大贊成で通過を望む次第であります

〔政府委員杉山四五郎君演壇に登る〕

○政府委員(杉山四五郎君)　唯今三宅君より問題になつて居りまする日本住血吸蟲の國庫補助の請願に關しまして三點に亘つての御質問があり、又當局に取りましては頗る心を強く致しまする意味に於ける御希望を拜承いたしました先づ劈頭に於きまして、日本住血吸蟲殊に恐るべき十二指腸蟲及蛔蟲の驅除の問題が、此神聖なる議場に論議せらるゝに至りま

したることを、我々日本民族の所謂民族衛生の上から殊に有難く又喜ばしきことゝ存じまして、衛生の局にありまする不肖の私に於きましても衷心より感激に堪へないことを茲に表明いたします、段々專門の御方で御在りになりまする三宅君より、此三つの病原體に付きましての詳しき御話がありましたから當局ではありまするが、元來素人の私には之に對しまして餘計なことを申添へませぬ、唯如何にも此日本住血吸蟲は請願者の屬して居られる廣島縣のみならず、佐賀縣、岡山縣、靜岡縣、茨城縣及此輦轂の下でありまする東京府の如きも、段々日本住血吸蟲が驚くべき勢を以て狩しつゝある、固より當局に於きましても此問題を等閑に付して居るのではありませぬ、唯如何にしても三宅君の御述べの通り十二指腸蟲、蛔蟲、是が殆ど非常なる勢を以つて我々同胞を冒しつゝあるのであります、段々御協贊に依りまして保健衛生調査會の調査も進行いたし、既に大正七年度に於ては實地調査班なるものを組織いたしまして、靜岡縣の駿東郡、此一村にだけ行つて調べて見ましたのでありますが、實に驚くべし、其一村が九十「パーセント」の所謂十二指腸蟲及蛔蟲を通じまするると云ふと卵を尾籠な話でございますが已むを得ませぬから申上げますが、糞便の中に有つて居ります、百分の中九十、是が皆恐るべき所の十二指腸蟲の卵、蛔蟲の卵を有つて居ります、此卵を有つて居ります以上實にまだ糞便を通じて段々と擴がつて來る狀態が三宅君の仰せの通り我々同胞が若し斯う云ふ勢を以て九十「パーセント」の比例で十二指腸蟲蛔蟲と云ふものに冒されることになりましたならば其爲に活動力を如何に阻碍し又遂に同胞の生命に關するかと云ふ重大なる案件であります、故に當局は之に鑑みまして一面保健衛生調査會の總會より主務大臣に對する建議の次第もありましたので、實は一定の費額を當局に要求いたしましたが、財政當局は又色々他の方面の料理按排等の關係もありまして、御協贊を願はむとする所の豫算の中には僅々二萬圓の國庫補助額を計上いたしたのみであります、でありますから此の請願の三萬餘圓の廣島縣の方面へ日本住血吸蟲の國庫補助をすると云ふことは、全部持て行つても此要求に應ぜられませぬから、請願の分科會に於きましては、當局としまして誠に趣旨に於ては同感である、併ながら全部で二萬圓と云ふ僅のものしかないから其一部分……大體は一府縣に平均二千五百圓と云ふやうな極く輕微なる補助額を計上して居りまするが比較的緩急を計つて他の縣の十二指腸蟲、蛔蟲に持つて行く其代りに、廣島縣の此請願者に對し此豫算の許す範圍内に於て補助しませうと云ふやうなことを言明した次第であります、さうして三宅君の御質問は第一第二を通じまして所謂此日本住血吸蟲、十二指腸蟲、蛔蟲、此三つに對し根本的の補助をすると云ふ趣旨の下に追加豫算を出してはどうかと云ふことの御質問であります、固より當局は前段申上げまする考を有つて居りまするのでありまするから、貴族院に於かれまして此意思が明かでありまする以上は、固より政府當局に於て大に鑑みる所がなければならぬと存じまするが、先づ此際は是位の所を以て御諒承を願ひたい、それから靜岡縣の小笠郡横地村長の伊藤準作君が、多年此問題に資力を傾注せられて居ると云ふ事を此議場で三宅君が御話し下さいましたことは、實に同村長の爲に光榮之に過ぐるものないと存じます、私共は此點に於て深く三宅君が此機會を利用されまして伊藤準作君を特に此議場に於て既に旌表されたことを感謝するものであります、當局に於きましても常に此紀元の佳節をトしまして衛生功勞者、衛生に功勞ある所の團體、さう云ふものに或は褒狀を交付し、或は選奬的意味の金員を交付すると云ふやうなことは、是までとても致して居ります、深く三宅君の此點に關しては御質問と同時に御希望の深き意味のあらるゝことを衷心より感謝するのであります、概要右にて御諒承を願ひます。

○男爵石黑忠悳君　ちよつと當局者に御尋ね致したうございますが、唯今三宅君から御述べになりまして當局の御答も伺ひましたが、此日本住血吸蟲でございますが、幸に此不明のものが、京都大學の藤浪醫學博士の容易ならざる熱心で住血吸蟲が見出され又宮入博士も深く考を致されまして爰までに至つたのでありますが、當局者の先刻の御話に依りますと蛔蟲並に十二指腸蟲驅除の爲に豫算を本年度に計上せられましたのが、若しも通りましても、通りませぬでも、此の日本住血吸蟲の方に多少の補助をせられます積りでありますか、其事を伺ひたい、當年他の二蟲の驅除に費用を計上せられましたものが、通る通らぬに拘はらず、是にも補助せらるゝと云ふ考でありますか。

〔政府委員杉山四五郎君演壇に登る〕

○政府委員(杉山四五郎君)　石黑男爵に御答いたしますが、先程三宅君の御質問に御答へ申しましたる通りでありまして、詰り此豫算が二萬圓だけ寄生蟲の驅除として計上してございまするが、内容を申上げますれば、當局の意思は先づ主として、十二指腸蟲、蛔蟲の驅除に向つて地方費の支出を補助すると云ふのでありますが、併ながら緩急を斟酌いたしまして幸に廣島の方に於きまして、それ程十二指腸蟲蛔蟲の方が猛烈でなければ、此請願に出て居りまする日本住血吸蟲の方に其豫算が通過いたしまして、實施の際に於て之を運用すると云ふ趣旨に過ぎませぬのでございます、尙ほ唯今御質問の際に御申聞けでございましたが、宮入博士が福岡醫科大學教授として、教壇に於て此學の爲に專心攻究されつゝある傍ら石黑男爵、三宅君、高木君等此方面の斯道の大家と共に此衛生調査會委員と云ふ方面を擔當せられまして、殊に此蛔蟲に付て深く攻究を進めて居らるゝと云ふ事、而かも其蛔蟲と云ふものは、先程三宅君の御說明の通り一旦胃に這入りまして腹壁を喰ひ破つて肺臟に行つて肺を侵して喉頭を通つて再び腸に下がると云ふやうな徑路、而して此日本の幼兒の死亡率の殖えて來て居ること、是などは多く此病氣の關係ではあるまいかと云ふ事を段々研究されました次第で、而して之に對する所の驅蟲藥の「サントキニーネ」と申しますもの、是はどうも多少副作用を起しますけれども、日本には海仁草と云ふ一の海藻がある、之を以て拵へますれば、其副作用はなくつて、尙ほより以上有効であらうと云ふやうな驅除藥の研究に身を委ねられまして、既に昨年夏八月、九月に亘りまして鹿兒島の一海濱を巡廻されまして此海仁草の調査に著手して居ると云ふことであります、丁度石黑男爵に依りまして、宮入博士の爲め此方面に熱心して居らるゝこと及我々同胞の爲に此恐るべき蛔蟲驅除に向つて斯る奮闘をして居らるゝと云ふ風なことを、此に御披露下さいましたことは、私は素より局に當る所の者と致しまして衷心より感謝する所のものであります、是非豫算の通過を得ました上に、豫算實行の際に於きまして之を適當に運用いたしまして、此請願の或る部分までの通るやうにしたいと云ふ私の考でございます、左樣御了承を願ひます、

○副議長(侯爵黑田長成君)　此請願は委員長の報告通りで御異存ございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないものと認めます……諸君に御諮りを致します、先刻御議決になりました、第五の上奏文を捧呈いたします手續は議長に御委任せられたいと存じます、それで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないものと認めます、次の議事日程は後より御通知に及びます、本日は是で散會を致します。

午前十時五十六分散會

○大正八年二月十四日(金曜日)

午前十時十五分開議

議事日程　第十號

第一　中山嘉兵衛君請暇の件

第二　大正八年度歳入歳出總豫算案並大正八年度各特別會計歳入歳出豫算案審査期限を定むるの件

第三　豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件審査期限を定むるの件

第四　臨時軍事費豫算追加案(第一號)審査期限を定むるの件

第五　大正八年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)審査期限を定むるの件

第六　豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件(追第一號)審査期限を定むるの件

第七　戰時利得税法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

第八　作業會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

第九　海軍工廠資金會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

第十　國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

第十一　事業公債金特別會計法案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

第十二　臨時國庫證券法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第十三　朝鮮事業公債法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第十四　臺灣事業公債法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第十五　造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第十六　帝國大學特別會計法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第十七　東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第十八　大正七年法律第四號中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第十九　鐵道敷設法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第二十　北海道鐵道敷設法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第二十一　裁判所の設立に關する法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第二十二　大正二年法律第九號中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第二十三　不動産登記法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第二十四　北海道舊土人保護法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第二十五　朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第二十六　家祿賞典祿處分に關する法律案（衆議院提出）　第一讀會

第二十七　沒祿處分を受けたる者に對する給與處分に關する法律案（衆議院提出）　第一讀會

○副議長（侯爵黑田長成君）　是より本日の會議を開きます、德川議長日下病氣引籠中でございまして、本日も亦故障の爲め遺憾ながら議長の職務を行ふことが出來ませぬに依つて、議事日程を變更いたしまして、直ちに議院法第十四條に依りまして、假議長の選擧を行ひまして御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（侯爵黑田長成君）　御異議ないと認めます

○淺田德則君　唯今議長の御諮りになりましたる所の假議長の選擧であります、議長の御宣告の如くでありまするならば實に已むを得ないことと考へます故に萬一不幸にして議長、副議長共に御差支の場合に於きましては、議院に於きまして是は假議長を選擧さるることは相當と認めますに依つて、此會期中を通じまして、議長の御指名に依つて假議長を選定されむことを希望いたします、どうか滿場の諸君御賛成を願ひます。

○男爵石黑忠悳君　賛成。

○男爵高木兼寬君　賛成。

○男爵中川興長君　賛成。

○男爵武井守正君　賛成。

○伯爵柳原義光君　賛成。

○子爵井上匡四郎君　賛成。」

○男爵小澤武雄君　賛成。

○子爵稻垣太祥君　賛成。

○男爵阪井重季君　賛成。

○男爵内田正敏君　賛成。

〔其他「賛成」と呼ふ者あり〕

○副議長（侯爵黑田長成君）　唯今淺田君の申述べられましたことに付て御異存はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（侯爵黑田長成君）　御異議ないと認めます依つて假議長に侯爵德川頼倫君を指名いたします、休憩を致します。

午前十時十八分休憩

午前十時三十四分開議

○假議長（侯爵德川頼倫君）　諸般の報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

去る十日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

會計檢査院法中改正法律案

同日本院に於て採擇すへきものと議決したる大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の請願外二件の請願は各意見書を附し即日之を政府に送付せり

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

戰時利得税法中改正法律案

作業會計法中改正法律案

海軍工廠資金會計法中改正法律案

國債整理基金特別會計法中改正法律案

事業公債金特別會計法案

臨時國庫證券法中改正法律案

朝鮮事業公債法中改正法律案

臺灣事業公債法中改正法律案

造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案

帝國大學特別會計法中改正法律案

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案

大正七年法律第四號中改正法律案

鐵道敷設法中改正法律案

北海道鐵道敷設法中改正法律案

裁判所の設立に關する法律案

大正二年法律第九號中改正法律案

不動産登記法中改正法律案

北海道舊土人保護法中改正法律案

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

同日衆議院より左の法律案を提出せり

家祿賞典祿處分に關する法律案

沒祿處分を受けたる者に對する給與處分に關する法律案

昨十三日衆議院より左の政府提出案を受領せり

開墾助成法案

大正八年度歳入歳出總豫算案竝大正八年度各特別會計歳入歳出豫算案

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

臨時軍事費豫算追加案（第一號）

大正八年度歳入歳出總豫算追加案（第一號）

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第一號）

同日請願委員長より左の報告書を提出せり

請願文書表第四回報告書

○假議長（侯爵德川頼倫君）　曩に議決せられましたる憲法發布三十年紀念祝賀の上奏書は去る十一日憲法紀念館に開催の祝賀會に於きまして黑田副議長より御名代の寛載仁親王殿下に捧呈いたしました。

○假議長（侯爵德川頼倫君）　是より會議を開きます去る十日西川甚五郎君病氣に付き豫算委員辭任したき旨を申出になりました、許可して御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川頼倫君）　付きましては此補闕と致しまして、第二部に於て補闕選擧を行はれむことを希望いたします。

○假議長（侯爵德川頼倫君）　是から日程に移ります日程第一、中山嘉兵衞君病氣に付き九日間の請暇でございますが、許可して御異議がございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川頼倫君）　御異議ないと認めます御諮りを致しますが、通牒文の朗讀は省略して御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川頼倫君）　御異議ないと認めます次に日程第二、第三、第四、第五、第六の議案は一括いたして御異議がございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川頼倫君）　御異議ないと認めます

○假議長（侯爵德川頼倫君）　日程第二、大正八年度歳入歳出總豫算案竝大正八年度各特別會計歳入歳出豫算案、第三、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件、第四、臨時事件費豫算追加案第一號、第五、大正八年度歳入歳出總豫算追加案第一號第六、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件追第一號、審査期限を定むるの件。

〔左の送付文は朗讀を經さるも參照のため玆に載錄す以下之に倣ふ〕

大正八年度歳入歳出總豫算案竝大正八年度各特別會計歳入歳出豫算案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

（第一號）臨時軍事費豫算追加案

右本案に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

（追第一號）大正八年度歳入歳出總豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

（追第一號）豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

〔國務大臣男爵高橋是淸君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君） 諸君、私は茲に大正八年度歳計豫算に關しまして其大要を説明するの光榮を有します、御承知の如く現內閣は昨年の秋に成立を致しました、然るに當時大正八年度概算已に各省より要求してありました後でございます、新たに諸般の方面に亘りまして調査講究を遂ぐるの時日がござりませぬでした故、大正八年度豫算は先づ大體右の概算を基礎と致しまして、休戰條約の締結に伴ひまして、宇內の形勢に一大變化を來すべき事情に鑑みまして將來の經營に資すべき財政上の根抵を鞏固にするを念と致しまして、次の方針に依つて之を編成したる次第でございます、即ち永久に多大の經費を要すべき施設に付ては時局の推移に伴ひ徐ろに其經畫を定むることと致しました、唯々國防の充實教育の振興、産業の獎勵及交通通信機關の整備等の如き、國運の發展上緊急を要するものに限り、財源の許す範圍內に於て相當の經畫を定むることと致しました、其他の經費に付ては努めて其膨脹を抑制いたしました、又時勢の變遷に從ひ、官吏其他の增俸增額並に諸般經費の補足を要するものがありますけれども、時局の推移に應し經濟界の安定を待つて之が經畫を樹てることとなし、姑く應急の施設に止むることと致しました、而して前古未曾有の大戰爭も已に休戰狀態に入りましたけれども、臨時事件に關し尙ほ相當の施設を要すべく、且つ西比利亞の狀況は前途遼遠に逆睹し難き有樣でありますが故に、臨時事件に關する經費は、大正八年度に於ても亦之を見積るの必要があります、依つて大正三年臨時事件豫備費に付ては追加第一號を以て、又臨時軍事費に付ては同じく特別會計追加豫算として別に之を要求したる次第でございます、今大正八年度普通經費に屬する歳入歳出の大體に付て之を述べますれば、歳入經常部に於て八億三千九百餘萬圓、同じく臨時部に於て五千七百餘萬圓、合計八億九千六百餘萬圓であります、之に對して歳出は經常部に於て五億百餘萬圓、同じく臨時部に於て三億七千三百餘萬圓、合計八億七千四百餘萬圓にして、歳入歳出差引歳入超過額二千二百餘萬圓は之を臨時事件豫備費の財源に充當する計畫であります、今歳入歳出の主なるものを擧げて之を前年度豫算に比較しますれば、歳入經常部に於ける租稅收入は四億九千二百餘萬圓にして、之を前年度に比するに一億二千四百餘萬圓を增加し印紙收入は五千百餘萬圓にして、前年度に比して千四百餘圓を增加し、官業及官有財産の收入は二億六千餘萬圓にして、前年度に比して六千餘萬圓を增加いたしました、是等は增收の主なるものでございまするが、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳各特別會計に於ける事業公債金及其元利償還金に付ては、從來一般會計を經由して、各特別會計に繰入るゝの方法を探つて居りましたが、今回は別に共通の事業公債金特別會計を設置すると同時に、其繰入金は一般會計を經由せざることゝ致しましたが爲め、歳入經常部、朝鮮總督府以下各特別會計繰入金に於て千餘萬圓の減少を見ることゝなりました、以上增減を差引き結局歳入經常部に於ては前年度に比して一億九千五百餘萬圓の增加となるのでございます、次に歳入臨時部に於て主なるものは利子の收入九百萬圓にして、前年度に比し二百餘萬圓の增加を示し、獻納金の二百餘萬圓は前年度に比して百餘萬圓の增加であります、公債募集金は一般會計に屬する電話事業公債金に於て二千三百餘萬圓を計上いたしましたけれども、前に述べました如く朝鮮總督府以下各特別會計に屬する事業公債金は一般會計を經由せず、直ちに各特別會計に繰入るゝことゝ致しましたるが故に、其爲に千七百餘萬圓を減じ、結局四百餘萬圓の減少を來したのであります、以上述べましたる所及其他の增減を差引計算すれば歳入臨時部に於て前年度に比して二千四百餘萬圓の減少でありまするが、尙ほ臨時事件に關する歳入を差引きまするが故に、合せて一億二千百餘萬圓の減少となります、更に歳入經常部臨時部を合計して之を前年度に比較しますれば、一億七千餘萬圓の增加を見ますけれども、臨時事件に關する歳入を差引きまするが故に七千三百餘萬圓の增加となる計算であります、次に歳出に付て其大體を述べますれば、經常部に於て前年度に比し二千百餘萬圓、臨時部に於て一億二千六百餘萬圓合計約一億四千八百萬圓の增加でありまするが前年度に於ける臨時事件に關する經費豫算九千六百餘萬圓を差引いたしますると臨時部に於て二千九百餘萬圓、歳出合計に於て五千百餘萬圓の增加であります今歳出豫算中の主なる事項に付き略言いたしますれば、國防充實に關するものに在つては、陸軍各部隊の編制改正を經畫し以て陸軍機能の充實に資し、海軍水陸設備費を追加して造艦能力其他の完成を期し教育の振興に關しては、工科大學及實業專門學校の擴張、諸高等學校增設を經畫して高等教育の普及、特に實業的專門科の養成を主眼となし、産業の獎勵に付ては、或は主要食糧たる農産物の改良增殖を圖り、或は畜産林業等に付て獎勵費を計上し、交通通信機關に關しては道路改良費の補助、電信線路の增設、電信電話の裝置改良に關し施設いたし、又電話交換擴張費に付いては、特に其年割額を繰上げて功程の進捗を期したる次第であります、更に國庫豫備金は毎年不足を告ぐるの常態でありまするが故、本年度より二百萬圓を增加して第一豫備金三百萬圓、第二豫備金五百萬圓となし、又國債の償還額に付ては大正八年度に於ては豫定の通り三千萬圓を掲上いたしました、次に追加豫算を以て要求いたしましたる大正三年臨時事件豫備費は一億七千二百萬圓に達し、其大部分は官吏以下の臨時手當、物價騰貴に基く廳費其他の補足等でございます、此外各種の事項に付ては、休戰後と雖も尙ほ相當期間必要ありと認めたものに限り之が經費を見積りました、而して右に對する財源として戰時利得稅其他臨時事件費支出に伴ふ收入一億千三百餘萬圓を算しまするが故に、歳入歳出差引不足額五千八百餘萬圓の內二千二百餘萬圓は普通經費豫算に於ける歳入超過額を以て之を支辨し、千四百餘萬圓は前年度剰餘金繰入れに依り、尙ほ不足する額二千二百萬圓に借入金を以て之を補塡するの經畫でございます、臨時軍事費に付ては已に歐洲に於ては休戰後講和會議の時期に入りましたるも、西比利亞の狀態は今尙ほ帝國軍隊の全部を引揚ぐるの時機に達しませぬ、其他部隊の復員解除の引揚等にも相等の日子を要すべきを以て、之が爲め一億五千七百餘萬圓を追加計上いたし、其財源は主として公債借入金に依ることゝ致しました、大正六年度歳計剰餘金は總額三億四千九百餘萬圓を算しましたるが、其內大正七年度に繰越したる歳出の財源其他使途の豫定あるものを除くときは、殘額二億千百餘萬圓となり、大正七年度に於いて已に西比利亞出兵を始めとして、臨時軍事費の財源として、八千九百餘萬圓を支出したるのみならず、普通經費にして豫算超過若くは豫算外支出を要しましたる爲め、國庫剰餘金を其財源に供したる金額が千七百餘萬圓に達し、臨時事件費に於て亦豫備費外に支出を要しましたる金額四千六百餘萬圓を算し、結局國庫剰餘金も餘す所多からざる有樣でございます、更に之を以て必要なる追加豫算の財源に充つるときは、大正八年度豫算の財源としては多額の繰入を爲すの餘地を存しませぬ、是れ臨時事件に關する經費の財源として公債借入金に俟つを要する所以でございます、財政經畫の大要は以上申述べたるが如くでございますが私は更に此機會に於て帝國の經濟並に金融の狀態に付き一言を費さむと思ふのであります、今や四年有半に亘りし世界の大戰爭は將に終結を告げむとするに際し、我邦に於ける經濟界の經過を回顧しますれば、諸君の記憶に新たなるが如く、開戰の初に當つては經濟界は一時多大の打擊を蒙つたのでありますます、然るに國民の努力の結果漸次其狀勢を回復するに至り、殊に歐洲諸國よりの輸出の減少に伴ひ、時勢の必要に刺激せられて、工業は興り、商業は榮え、大體に於て我が經濟界は內に於ても外に對しても多大の發達を遂ぐるに至つたのでございます、試に之を數字に徵するに、大正三年八月より大正七年の末に至る約四箇年半の期間に於て事業計畫資本總額は約五十億圓を算し、實際拂込資本總額は約二十億圓に及び、銀行預金は二十億六千餘萬圓より六十二億九千餘萬圓に上り、又郵便貯金は二億餘萬圓より五億五千餘萬圓に增加したのであります、對外關

係に付いて之れを見ますれば、開戰以來の輸出總額五十六億千餘萬圓、輸入總額四十一億五千餘萬圓、差引輸出超過十四億六千餘萬圓にして、同期間に於ける貿易外の收入超過十三億二千餘萬圓に達したるを以つて、戰時中に於ける我國の國際貸借上に於ける受取勘定は、實に二十七億八千餘萬圓に達しました、其結果政府並に民間の外債償還外債買戻及對外放資は十二億七千餘萬圓に上りたるに拘らず、我國對外貸借關係は右の如き狀勢なるを以つて、國際貸借關係も亦從つて變調を呈し、金融は緩漫の大勢を持續したのであります、而して此の間政府は正貨の蓄積及國際金融の調和に努め、正貨の買入を爲したるを以て、政府及日本銀行保有の正貨は戰前三億五千餘萬圓なりしものが十五億八千餘萬圓に上り十二億三千餘萬圓の增加を示して居ります、比較的短歲月の間に斯の如く急激なる發展を遂げたる次第で有ますが故に、今や戰雲收まり一般經濟界が戰時より平時狀態に移らむとする此過渡期に於て、官民共に新たなる注意と努力とを要するのでございます、勿論當に開かるべき媾和會議は將來の貿易上經濟上に重要なる影響を及ぼすに相違有ませぬ、其結果は今より逆賭することは出來ませぬけれども、我が國民としては兎に角戰後國運の進展に資すべき基礎的準備を怠るべからざるや言を俟たぬ所でございます同時に今後來ることあるべき財界の變動を出來得るだけ少からしむべきのみならず、進んでは此戰爭中に贏ち得たる資力と經驗とを利用して、將來益々健實なる發展を期せねばならぬのであります、而して之が爲には政府當局に於て細心の注意を用ひ、各般の施設時機を誤らざらむことを期するは固よりでございますが、併し其根本の解決は寧ろ國民一般の自發的努力に俟つ所多しと言はねばならぬのでございます、而して曩に全國六大都市の銀行が相約して預金の爭奪の弊を矯正せむとし、既に預金利率の協定に關する實行的成績を得たる如きは、此自發的努力の一例を實現したるものでありまして、本邦經濟界の爲に慶賀措かざる所でございます、終に臨み此豫算は昨日衆議院に於て大多數を以て可決確定を致しましたのでございます、諸君は御審議の上速に本豫算案に協贊を與へられむことを希望いたします。

「男爵阪谷芳郞君演壇に登る」

○男爵阪谷芳郞君　本員は豫算のことに付きまして政府に質問いたしたいと考へます、來年度の豫算に付きましては、其御計畫其他の點に付きまして、種々御質問を致したい點もございますのでございますが、是は何れ豫算委員會が開かれますことでございまするで、其節に譲ることに致します、茲に豫算に付きまして御尋ね致したいのは、政府が來年度の豫算中に於て最も重きを置かれて居るものは教育費であらうと考へますが、既に御提出になつてあるもの丶外に尙ほ繼續費として數千萬圓の豫算が衆議院に出てあると云ふことを承知いたして居りまするが斯の如き多額の教育費が一時に豫算の上に掲載されたと云ふことは嘗て例のないことでございます、教育を尊重すると云ふ點から鑑みますると、大に欣ぶべきことに存じます、去りながら從來教育の弊害と申しまするものは徒に外形の事のみに走りまして、精神上の點に付て重きを置くと云ふことが缺けて居りましたのでございます、一昨年十月臨時教育會議が開かれまして、種々議論のありまする中にも、唯今申す點が最も痛切に論議せられた次第でございます、而して今年一月十七日臨時教育會議は全會一致を以ちまして一の建議案を政府に提出いたしたのでございます、其建議の要旨は教育の効果を全たからしめむとするには單り學校教育のみを以て足れりとするものではない、社會全般の狀態の改善と云ふことの上に重きを置かなければならぬと云ふことに付て建議いたした次第でございます、本員の政府に質問いたさむと欲するのは、政府は此臨時教育會議の趣旨を御容れになり、單り外形上の設備のみならず精神上の内容改良に重きを置かれ、又社會狀態の改善と云ふことに付て重きを置かれる趣意で、此教育費と云ふものが編纂になつて居るのであるかどうか政府は一月十七日の臨時教育會議の建議を御容れになる決心であるか、御容れにならぬ決心であるか、其政府の御決心の在る所を伺ひたいのでございます是が本員の質問の第一點でございます、偖て政府に於て一月十七日臨時教育會議の建議を御容れになる決心であると致しますれば、茲に社會風教上の問題に付て、國民の共に憂ひに沈んで居る事柄がございます、それは外のことでございませぬが、明治天皇の御傳記の編纂及御製集の編纂のことに付て甚だ國民の心配いたして居りますことがございますのでございます、其事柄は如何なることであるかと云ふことは政府當局は特に御承知のことであらうと存じます、私は茲に其事柄がどう云ふことであるかと云ふことを申すの必要を認めませぬ、此事たる實に重大のことゝ考へまする、明治天皇の御傳記御製、其編纂物の教育上、國民教育上如何に大切であるかと云ふ事は論を俟たぬ次第でございまして、全國民就中教育家は一般に首を伸して其御編纂物の世に現はれむことを、一日も早く此世に現はれむことを待ちつゝありまする、從つて大切なる御傳記及御製編纂に付て其手續上最も神聖なるものでなければならぬのでございます、然るに不幸に致して其神聖を保持することに付て甚だ不幸なる出來事を生じましたのを悲しむのでございます、此事たる教育當局者は決して看過すべからざることであると考へます、本員は政府に於て此國民の憂慮の原因を除くことに付て極力盡力なさる御決心でございまするか、或は政府直接に關係のないことであると云ふ口實の下に何等盡力を爲さらぬ御決心でございまするか、本員の伺ひまする第二の點でございます、謹んで惟みまするに明治天皇御在位四十有五年、帝國の國步最も艱難なる時に御位に即かせられ給ひ、幾多の御辛苦、幾多の御艱難を經させられ、其間に於て鬱勃たる御所感が發して御詠となつたのでございます、彼の「葦間の小船」の御詠の如きは今日拜讀いたしまするも、尙ほ人をして憤慨に堪へざらしめるものでございます、先帝に於ては終始此長き御世の間國利民福のみに御心を注がせられ、一日の安きを御求めになつた日とてはないのでございます、彼の「政事出でて聽く間」の御詠、又「年々に思ひやれども山水を」と云ふ御詠、此二つの御詠を拜讀いたしますれば三伏の炎熱も政事を御執り遊ばす間は御忘れになる、又避暑には行きたいが、「汲みて遊ばむ夏なかりけり」年々に山水は思ふが「汲みて遊ばむ夏なかりけり」と云ふ此御心を察し上げますれば、實に感泣に堪へぬ次第でございます、陛下の御心は四十有五年三伏の炎熱も御忘れになり、いつの日も行きたいが行く暇がないとまで御詠に發して、斯くばかりに國利民福に御心を注がせられ、其御蔭を以ちまして帝國の國威は旭日の如く隆々として盛んになり、國民の富は非常なる增進、即ち唯今大藏大臣の御述べになつた如く未曾有の增進を致したのでございます、凡そ生を帝國内に保つ者にして誰か明治天皇の恩澤に浴せざる者がありませう、鳥獸すら其恩を知る、況や人間に於てをや、先帝の御聖德を顯彰し奉り、之を後世に傳ふる上に於て少しの不都合もないやうに致したいと云ふことは是れ臣子の至情已むを得ないものでございます、海よりも深く山よりも高き先帝の御恩に對して其萬分の一をも報ひたいと云ふ所の至誠より出づるものでございます、此事に付きましては滿場の諸君御一人の異議ないことゝ本員は確信いたします。故に本員は前述べました第一の點第二の點、此二つの點に付て政府當局の大臣より滿足なる御明答を得たいのでございます、抑々來年度豫算に於ける教育費は其財源の一部は御下賜金に依つたものでございます、實に教育上大切なる豫算でございます、若しも政府が唯々外形上の設備のみに重きを置き、精神上の内容を忘れたならば如何でございませう、既に教育上弊害のある上に尙更弊害を積重ねるものである、決して御下賜金を賜はつた趣旨ではないと考へるのでございます、唯愈々輕佻浮薄の徒を養成するに過ぎぬ、斯の如き豫算は寧ろ害が有つて益は無いと考へる、政府當局大臣の御答辯如何に依りましては、本員は遺憾ながら教育費の豫算に對して贊成を躊躇いたします、本員は滿腔の赤誠を披瀝して此質問を致す次第でございます、どうぞ當局の大臣より滿足なる御答辯を願上げます。

「國務大臣原敬君演壇に登る」

○國務大臣(原敬君)　唯今阪谷男爵の御質問の第一點は、臨時教育會議の決議に依る建議の趣意を政府は容るゝや否やと云ふことであります、茲に建議を所持いたして居りませぬが、其趣意は誠に宜しいことで、政府は之を容るゝに吝なるものではありませぬ尤も御演說中にもあるが如く、國民道德の關係は學校の教育のみを以て全うすることは出來ないと言はれると同じ樣なる意味で、建議の趣意を貫徹いたすのには恐らく政府獨りの力を以ては出來兼ねます、此趣意を貫徹するには國民と共に國民の自覺に俟つて其効果を全うするの外ないと考へます、併ながら其趣意は誠に喜んで容るべき事柄であります、第二の點、明治天皇御事蹟の編纂のことでありまするが、此事柄は純然たる宮內省の事務であります、政府は口實を以て避けはしないかと云ふ仰せでありまするが、職責上私の關係ないと云ふことを申すの外ありませぬ、是は官制に

依つて定まり、全く政府の關係いたして居る事柄でございませぬ、隨つて此事務の任命せられました人に付きまして、何等相談を受けたこともございませぬ、又其人の人格如何に各々見る人に依つて異同もございませう、併ながら法律上に於て未だ嘗て刑事捜査を致した事は無いのであります、此事は政府として申上げ得るのであります、世間では恰も刑事の猶豫にでもなつて居るが如く申しますが、刑事上捜査を致したことは無いのであります、是は政府として申上げ得るのでありますが、此任命に關しまして遺憾ながら私より御答いたす事は出來ませぬ、又政府と云ひ宮內省と云ひ職責を明かにして居ります以上には、何事にも容喙いたしまして宮中府中を混ずることは出來兼ねるやうに思ひます、政府の見る所は斯の如き次第であります、左樣御了承を願ひます

〔男爵阪谷芳郎君演壇に登る〕

○男爵阪谷芳郎君 唯今總理大臣の御答辯は、第一の點に付きましては本員は滿足を表する者であります、第二の點に付ては滿足を表することは出來ませぬ、既に社會風敎上大事なることゝして第一の臨時敎育會議の建議を御容れになる以上は、社會風敎上最も大切なることに付て政府が盡力せぬとは何事であるか、本員の尋ねた所は宮內省と政府との職責を問うたものでない、又如何なる人が任命せられたかと云ふことを問うたのではございませぬ、明治天皇御事蹟及御製集の編纂の上に付て、斯の如くに國民就中敎育家が心配して居るではないか、其心配の原因を取去ることに付て盡力なさるかなさらぬかと云ふことを問うた、何も宮中府中の區別やなどの御說明を本員は聽いたのではございませぬ、併し要するに盡力せぬと云ふことでありますれば、是は又見解が違ふので、盡力せぬと云ふことならば能く分つて居ります、本員は滿足せぬ斯う云ふ次第でありますから、本員は甚だ總理大臣の御答辯には不滿足であると云ふことを言明いたして置きます。

○淺田德則君 唯今問題になつて居りまする、日程第二より第六に至る即ち豫算の各案であります、此審査期限は三月六日までに審査いたして、報告すると云ふことに定められむことを望みます、どうか滿場諸君の御賛成を願ひます。

○子爵青木信光君 賛成。

○子爵前田利定君 賛成。

○谷森眞男君 賛成。

○仁尾惟茂君 賛成。

○假議長(侯爵德川賴倫君) 唯今の淺田君の動議に御賛成の御方は御起立を願ひます。

起立者 多數

○假議長(侯爵德川賴倫君) 過半數と認めます、左樣に決定いたします。

○假議長(侯爵德川賴倫君) 日程第七に移ります、戰時利得稅法中改正法律案、政府提出、衆議院送付第一讀會。

戰時利得稅法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

戰時利得稅法中改正法律案

戰時利得稅法中左ノ通改正ス

附則第二項ヲ左ノ如ク改ム

本法ハ法人ニ付テハ講和條約調印ノ日ノ屬スル年ニ於テ終了スル最後ノ事業年度分限リ、個人ニ付テハ其ノ年分限リ之ヲ廢止ス但シ法人ニシテ大正八年一月一日ノ現況ニ於テ事業年度ノ期間ノ定ナキモノ及大正八年一月一日以後事業年度ノ期間ニ變更アリタルモノニ付テハ講和條約調印ノ日ノ屬スル年ノ末日ヲ含ム事業年度分限リ之ヲ廢止ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 此唯今の案は現行戰時利得稅法に對しまする課稅期間に關しまして法人の事業年度が曆年末と一致するものと一致せざるものとの間に於ける課稅の權衡を計るの必要がございまする、それ故に本案を提出いたした次第でございます、御協賛を願ひます。

○鈴木摠兵衞君 政府にちよつと質問を致します、此改正案は前議會の條件を繼續せられた意味から政府が提出せられたかと思ひますが、尙ほ念の爲めに質問いたしたいのは、此講和條約調印の日の屬する年に終了する、此文字の解釋であります、假に講和條約が今年の五月頃に終了しますると、其日の屬する年と云ふ解釋の上から既に或る會社の如き昨年の四月より本年の三月に至ると云ふ計算期のものがありますが、是等は既に昨年の一月以前に遡つて課稅がしてあるのであるから、本年は三月の決算期を終了として以後の分は課稅せぬと云ふ御趣意であるかもう一つ假に五月決算期或は六月の決算期の會社もあります、それらに對しては矢張り半年で終るや否や、既に是等も昨年の規定に依りまして、既に一昨年十二月以後の分に對して課稅する、是等は矢張り其年の十一月迄一箇年分を取る、斯う云ふことであるのでございますか、其二つを念の爲に伺ひます。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 御答いたします、唯今の御質疑が即ち此現在の法律の不備な點であらうと考へます、最初に遡つて取つてあります、而して今日の儀でありますると、例へば御話の如く本年の四月或は五月に平和條約が調印になりますと此十二月を以て即ち曆年の終りを以て法律は効を失ふことになります、然るに此儀で置きまするど事業年度の關係上、先きには餘計に取られて居りながら又後に引つ張つて餘計取られる、斯う云ふことになりますから、其權衡を得ざる所を直すのでありますから、唯今御質疑になつた御精神の通りに行くと考へます

○假議長(侯爵德川賴倫君) 他に御質問がございませぬければ、本案の特別委員の指名を書記官をして御通知いたさせます。

〔成瀨書記官朗讀〕

戰時利得稅法中改正法律案特別委員

伯爵寺島誠一郎君 子爵青木信光君
男爵小早川四郎君 男爵東鄕安君
谷森眞男君 仁尾惟茂君
橋本圭三郎君 鈴木摠兵衞君
三木與吉郎君

○假議長(侯爵德川賴倫君) 日程第八第九は一括して宜しうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○假議長(侯爵德川賴倫君) 御異議ないと認めます

○假議長(侯爵德川賴倫君) 日程第八、作業會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第九、海軍工廠資金會計法中改正法律案、政府提出衆議院送付、第一讀會。

作業會計法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

作業會計法中改正法律案

作業會計法中左ノ通改正ス

第一條中左ノ如ク改ム

第四 海軍火藥廠

第二條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

海軍火藥廠据置運轉資本ハ二百萬圓トシ漸次一般會計ヨリ繰入ス

附 則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

海軍工廠資金會計法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

海軍工廠資金會計法中改正法律案

海軍工廠資金會計法中左ノ通リ改正ス

第二條 海軍工廠資金ハ二千萬圓トシ漸次一般會計ヨリ繰入ス

附 則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 本案は政府に於きまして、大正七年度中平塚の日本爆發物製造株式會社を買收いたしましたる結果として新に海軍火藥廠を設けました、其收支は之を特別會計として經營するを得策と認めまして、それで作業會計法中に改正を加へやうと云ふので有ます、さうして之に要しまする据置運轉資本金は一年約二回乃至四回廻轉をするものとして二百萬圓に定めました、大正八年度に於ては一般會計より七十萬圓を繰入れまして其殘額は大正九年度以降二箇年間に之を繰入れる見込であります、而して右の財源は本會計より生ずる益金を以て充當する豫定でございます、又海軍工廠資金會計法中改正法案は、從來九百五十萬圓でございました海軍工廠の資金、之を二千萬圓に增加する爲に同資金の會計法中に改正を加へるのでございます、元來海軍工廠資金會計法は明治三十八年の公布に掛りま

して其資金は明治四十二年度に至り豫定の九百五十萬圓に達しました、然るに近年海軍造船造兵の事業も膨脹いたしました結果同資金會計の收支額が著しく增加を致しました、即ち其歳入歳出決算の平均額は明治四十二年度に於て、千五百餘萬圓でございましたのが、大正六年度に於きましては三千八百餘萬圓となりました、約二倍半となりました、又造船造兵事業費の豫算は明治四十二年度に於きまして、四千百萬圓でございましたのが、大正六年度に於ては一億二千八百餘萬圓となりました、約三倍強となりました、而して兩者共に大正七年度以降に於ても、益々增加する傾向を有して居ります、斯樣な狀態でございますからして、現在の据置運轉資本額では運轉上非常に困難を感じます、仍つて其額を二千萬圓に增加いたし、大正八年度に於ては一般會計より百萬圓繰入れ其殘額は大正九年度以降に於て漸次繰入るゝ見込でござります、而して右の財源は矢張り本會計より生じまする利益、益金を以て充當する豫定でござります、御審議の上御協賛を希望いたします

○男爵石黒忠悳君　唯今大藏大臣の御演說中に平塚の火藥製造所を今度海軍で買入れになる云々と云ふことでありましたが、是には何もございませぬから伺つて見たいと存じますが、さう致しますと、豫てございまする海軍の火藥を拵へるが爲に平塚に外國人が建てゝ居りまする、火藥所、それを今度海軍のものになさるのでありますか、ちよつと伺ひます、ちよつと間違ひかも知れませぬが……

〔國務大臣加藤友三郎君演壇に登る〕

○國務大臣(加藤友三郎君)　御答を致します、御話の通りに現に平塚にありまする所の火藥製造所を買收いたしまして、さうして之を海軍の手に於いて四月一日より經營を致す、斯樣な譯になるのでありまず、其買收費は前議會に於て既に御協賛を經ましたのであります。

○男爵石黒忠悳君　續いて伺ひまするが、あれは先年政府の御說明に依つて伺ひますると外國人が或る秘密の火藥を製造いたしまするので、それが海軍の御使用に必要のものであるに依つて、之を多量に御拵へになりたい、然る所外國で拵へたのでは手數が掛るから、それで平塚に製造所を拵へて、其火藥製造所の技師が拵へて、而して或る一定の年限か來ると其「パテント」をこちらに引受けて、さうして海軍で御製造になる、斯う云ふやうに數年前伺つて居りますが、此從來海軍に於きましては種々武器の改良と云ふことが盛んに行はれて居りますのでございますが、本員などの門外漢の考では數年前の或る特種の製造は是が大戰を經ましても矢張り永久に……永久とは申されますまいが、當分は役に立つもので必要のものでございますかと云ふことを伺つて見たい

〔國務大臣加藤友三郎君演壇に登る〕

○國務大臣(加藤友三郎君)　御承知の如く平塚に火藥製造所を置いて製造しつゝありまする所の火藥は紐條火藥と申しまする特種の火藥でございます、今日まで英國に於て其改良進步を圖りましたものは、平塚に於きましても同樣の時期同樣の程度に於て進步を圖りつゝあります、此火藥は近き將來に於て不用に屬すると云ふが如き考は今日有つて居りませぬ私の考と致してましては此火藥は近き將來に於て不用に屬せざるのみならず、益々有用のものであらう斯樣に考へて居ります。

○假議長(侯爵德川頼倫君)　他に御質問がなければ此二案の特別委員の氏名を御報告いたさせます。

〔長谷川書記官朗讀〕

作業會計法中改正法律案外一件特別委員

伯爵川村鐵太郎君　子爵稲垣太祥君
子爵大河内正敏君　石塚英藏君
男爵外松孫太郎君　石黒五十二君
禰永吉之助君　鎌田勝太郎君
田中清文君

○假議長(侯爵德川頼倫君)　日程第十、國債整理基金特別會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付第一讀會。

國債整理基金特別會計法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

國債整理基金特別會計法中改正法律案

國債整理基金特別會計法中左ノ通改正ス

第二條中「一般會計」ノ下ニ「又ハ特別會計」ヲ「借入金」ノ下ニ「並臨時國庫證券」ヲ加ヘ「他ノ特別會計ヨリ繰入ルルモノヲ併セテ」ヲ削ル

附　則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君)　此國債整理基金特別會計法中改正法律案に二つの重なる理由があつて提案を致したのでございます、第一の點は從來特別の規定ある場合の外は特別會計より國債整理基金に充つべき金額を繰入れますには、一般會計を經由して居つたのでござります、豫算の形式及會計事務を複雜に致しまするから、今後は各特別會計より直接に國債整理基金に繰入れることと致したいと考へるのでございます、第二の點は國債整理基金特別會計法第二條に依れば、每年國債の元金償還に充つる爲に國債整理基金を特別會計に繰入れまする金額は、前年度の初めに於ける國債總額の萬分の百十六以上、三千萬圓を下ることを得すと規定してあるのでありまするが、元來臨時國庫證券は之が發行に依つて得たる資金の運用をなすものでござりまして、事業費の財源に充つるが爲に發行する國債とは、其性質を異にして居りまするが故に、大藏證券及借入金と同樣に之を該條項の適用の外に置くを至當と認めたのでござります御協贊あらむことを希望いたします。

○假議長(侯爵德川頼倫君)　別に御質問がございませぬければ、本案の特別委員の氏名を御報告いたさせます。

〔長谷川書記官朗讀〕

國債整理基金特別會計法中改正法律案特別委員

伯爵林博太郎君　子爵牧野忠篤君
子爵水野直君　仲小路廉君
男爵坪井九八郎君　男爵藤堂高成君
中島永元君　鮫島武之助君
勝田銀次郎君

○假議長(侯爵德川頼倫君)　日程第十一、第十二、第十三、第十四、第十五まで一括いたしまして御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長(侯爵德川頼倫君)　御異議ないものと認めます。

○假議長(侯爵德川頼倫君)　日程第十一、事業公債金特別會計法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會第十二、臨時國庫證券法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第十三、朝鮮事業公債法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第十四、臺灣事業公債法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第十五、造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

事業公債金特別會計法案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

事業公債金特別會計法

第一條　各種ノ事業公債法ニ依ル公債金ノ會計ハ之ヲ特別トシ一般ノ歳入歳出ト區分スヘシ

第二條　公債金ヲ使用セントスルトキハ之ヲ其ノ事業費ノ屬スル會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第三條　公債金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

第四條　本會計ハ公債ノ發行ニ依ル收入金、運用利殖金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ第二條及第六條ノ規定ニ依ル繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第五條　公債金ニシテ毎年度内ニ使用セサルモノハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越スヘシ

本會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第六條　公債金ハ之ヲ以テ支辨スル事業費毎ニ區分整理シ其ノ事業完了ノ後剩餘アルトキハ之ヲ其ノ事業費ノ屬シタル會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第七條　政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

附　則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

事業公債及鐵道公債特別會計法、朝鮮事業公債特別會計法ハ之ヲ廢止ス

本法施行ノ際前項ノ各特別會計ニ屬スル公債金ハ之ヲ本會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

臨時國庫證券法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大年八年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

臨時國庫證券法中改正法律案

臨時國庫證券法中左ノ通改正ス

第一條中「便ニスル爲」ヲ「便ニシ其ノ他聯合國ノ財政ヲ援助スル爲」ニ改ム

第二條中「五億圓」ヲ「八億圓」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮事業公債法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

朝鮮事業公債法中改正法律案

朝鮮事業公債法中左ノ通改正ス

「一億六千八百萬圓」ヲ「一億七千八百萬圓」ニ改ム

臺灣事業公債法中改正法律案

右政府提出案本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

（行間空なきものは衆議院の修正、——は同削除の符號なり）

臺灣事業公債法中左ノ通改正ス

第一條 臺灣ニ於ケル事業費支辨ノ爲政府ハ從前募集シタルモノヲ通シテ九千二百五十萬圓ヲ限リ公債ヲ募集スルコトヲ得

~~第一條中「七千三百五十萬圓」ヲ「九千二百五十萬圓」ニ改ム~~

第二條 削除

第三條 削除

第五條第一項中「此ノ場合ニ於ケル利率ハ政府之ヲ定ム」ヲ削ル

第六條及第七條ヲ削ル

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前募集シタル臺灣事業公債ノ元金ノ消滅時効ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費ニ關スル法律案

大正八年度ニ於テ造幣局据置運轉資本ニ百五十萬圓ヲ增加ス

前項資本ノ增加及大正八年度乃至大正十年度ニ亘リ造幣局ノ設備擴張ニ要スル經費ニ充用スル爲造幣局資金ノ內二百六十一萬四千九百五十二圓ヲ限リ一般會計ニ繰入ルルコトヲ得

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 日程第十一の事業公債金特別會計法案、是は從來臺灣事業公債の發行に依る收入金は事業公債及鐵道公債特別會計に收入いたし、朝鮮事業公債の發行に依る收入金は朝鮮事業公債金特別會計に收入いたしまして、經理を致して來たのでございますが、電話事業公債、樺太事業公債に付きましては、未だ其收入金を經理する特別の會計がないのでございます、故に是等の事業公債の發行に依る收入金の經理のため新に事業公債金特別會計を設置いたしまして、以上各特別會計を統一して會計事務の簡捷を期しまする考で此案を提出したのでございます、又日程第十二の臨時國庫證券法中改正法律案の要點は從來の通り輸出爲替資金の疏通を圖るの外、曩に本邦に於て發行したる外國政府公債の借換其他に關し聯合國の財政援助の爲にも本證券發行の途を開きたいと思ひますので、其發行最高額を三億圓增加いたしまして八億圓と致す點にあるのであります、政府は此臨時國庫證券を利用いたしまして、以上述べまする通り金融の調整を致しますと同時に聯合國に對する財政の援助上に便宜を得たいと云ふ考でございます、又日程第十三、朝鮮事業公債法中改正法律案、是は同法に規定いたしましたる公債支辨の事業費中の釜山第二期海關工事費、約九百萬圓、元山海關工事費約百萬圓、合計約千萬圓大正八年度以降六箇年度繼續費豫算として追加を要することになりましたから、從來の起債の法定額、一億六千八百萬圓を一億七千八百萬圓と改めるのでございます、日程第十四の臺灣事業公債法中改正法律案、是は本公債支辨事業費中、鐵道建設費に於て既に第三十九議會に於て大正六年度以降五箇年度繼續費豫算千萬圓の追加を認められて居ります、又今回新に八年度以降四箇年度繼續費豫算千五十五萬餘圓の追加を要求いたして居ります、其結果合計二千五十五萬餘圓の增額を要するに立至りました、從來公債支辨に屬しましたる水利事業費中二百萬圓だけを普通歲支辨に移す見込でありますから、此金額を差引きまして新に千八百五十五萬餘圓の起債法定額を增加せむとするのでございます、是は衆議院に於きまして修正になりまして、其修正に對して政府も同意を表して居る次第であります、其他序でを以て一二、法文の整理を致しましたる次第であります、第十五は造幣局据置運轉資本の增加及之が設備擴張に要する經費に關する法律案でございます、造幣局据置運轉資本の增加及之が設備擴張に要する經費に關する法律案の說明を致しますが、此造幣局の据置運轉資本は從來二百五十萬圓でございましたが、近來輸納地金が大に增加を致しまして、それが爲に精製に使用いたしまする地金が不足になりまして、規定の期日內に精製して地金輸納人に拂戾すことが出來兼ねる狀態でございます、依つて此据置運轉資本百五十萬圓を新に增加する必要を認めた次第であります、次に造幣局現在鑄造設備は近來貨幣鑄造高が大に增加いたしまして、且つ補助貨の改鑄を致しますに付きましては著しく不足でありまする故に、此際其鑄造能力を二倍にするがため大正八年度より十年度に亘り、之が設備を擴張する爲に繼續費豫算百十一萬餘圓を計上いたしました次第であります、依つて右運轉資本の增加及設備擴張に要する經費に充つるため政府は必要に應じて合計二百六十一萬四千九百五十二圓を限り造幣局資金中より一般會計に繰入れる事にしたいと云ふ考で本案を提出いたしました次第であります、總て御協賛あらむ事を望みます

○假議長(侯爵德川頼倫君) 御質問がありませぬやうでございますから特別委員の御報告を申上げます、念の爲め御相談申上げますが、日程第十一、第十二、十三、十四、十五まで同一委員に付託して御異存はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長(侯爵德川頼倫君) 然らば特別委員の氏名を報告いたさせます。

〔長谷川書記官朗讀〕

事業公債金特別會計法案外四件特別委員

伯爵松平頼壽君　子爵松平直平君
淺田德則君　男爵武井守正君
男爵阪谷芳郎君　荒井賢太郎君
安樂兼道君　佐藤傳兵衞君
岡本榮吉君

○假議長(侯爵德川頼倫君) 日程第十六、第十七、第十八は一括して問題に致して宜しうございますか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長(侯爵德川頼倫君) 御異議ないと認めます

○假議長(侯爵德川頼倫君) 日程第十六、帝國大學特別會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、日程第十七、東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案、政府提出、衆議院送付、日程第十八、大正七年法律第四號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

帝國大學特別會計法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

帝國大學特別會計法中改正法律案

帝國大學特別會計法中左ノ通改正ス

第二條中「金百五十六萬圓」ヲ「金百六十七萬七千三百二十圓」ニ、「金九十七萬圓」ヲ「金百三萬五千百圓」ニ改ム

附 則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金

ニ關スル法律案

東京帝國大學工學部ノ擴張ヲ爲スノ費用ニ充ツル爲總額金百五十萬圓ヲ、京都帝國大學工學部及理學部ノ擴張ヲ爲スノ費用ニ充ツル爲總額金八十三萬千二百七十一圓ヲ大正八年度乃至大正十一年度ニ亘リ帝國大學特別會計法第二條ノ金額ノ外毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ當該帝國大學特別會計ニ繰入ルヘシ

大正七年法律第四號中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十日　衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

大正七年法律第四號中改正法律案

大正七年第四號中左ノ通改正ス

「時局ニ基因シ判任官其ノ他ノ者ニ對シ臨時手當ヲ支給スル爲」ヲ「時局ニ基因シテ生スル經費ノ不足ヲ補充スル爲」ニ改ム

附　則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

參照

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入ニ關スル法律（大正七年三月法律第四號）

東京帝國大學及京都帝國大學ニ於テ時局ニ基因シ判任官其ノ他ノ者ニ對シ臨時手當ヲ支給スル爲必要ナル金額ハ帝國大學特別會計法第二條ノ規定ニ依ル金額ノ外一般會計ヨリ當該帝國大學特別會計ヘ臨時之ヲ繰入ルルコトヲ得

附　則

本法ハ大正七年度ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣中橋德五郎君演壇に登る〕

○國務大臣（中橋德五郎君）　此日程の第十六、十七、十八は略々同様の性質の法案でありまするで、是は豫算は總て總豫算の中に組入れて提出になつて居りますが、其總豫算にありまする金を各特別會計に繰入れまするに付きまして手續上必要な法案で、茲に提出いたした譯でございます、是は前にも時々出て居るのと同性質のものであります、此の第十六の帝國大學特別會計法中改正法律案、是は此度各帝國大學に於きまして從來の教官の俸給が少うございますから今回凡そ二割の增額を致して、それは總豫算に載つて居ります、其の金を帝國大學特別會計の會計に繰入れる爲に改正を要するのであります、それから今一つは大學に教育科を設置いたしまするで、其の金も同様の手續で入れたいと云ふ斯う云ふのであります、其の次の第十七は臨時部政府支出金であります、是は東京帝國大學に於て工科大學の擴張を今度いたします、それから京都帝國大學の理學部の擴張を致しまするので此金額も總豫算の文部省所管の臨時部に這入つて居ります、それを繰入れる手續の爲に法律を改正するのであります、それから第十八も略々同様な性質なものでありまするで、今回官吏の臨時手當を今支出して居るよりずつと增しますでございます、金額をずつと增額いたしまするし、其他廳費の如きものに於ても增加するものがありますから、それを繰入れる爲めの改正であります、で單純なる手續に關するものであります、どうぞ御審議の上に御賛成を……

○假議長（侯爵德川賴倫君）　御質問がないやうに存じますから特別委員の氏名を報告いたさせます、日程第十六、十七、十八は同一委員に付託いたして宜しうございますか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川賴倫君）　御異議ないと認めますから、特別委員の氏名を報告致させます。

〔長谷川書記官朗讀〕

帝國大學特別會計法中改正法律案外二件特別委員

侯爵德川圀順君　子爵野村益三君
男爵南岩倉具威君　三宅秀君
高田早苗君　田所美治君
横山章君　富永猿雄君
櫻井伊兵衞君

○假議長（侯爵德川賴倫君）　休憩を致します。

午前十一時五十四分休憩

午後一時十五分開議

○假議長（侯爵德川賴倫君）　午前に引續き會議を開きます、日程の第十九、第二十は一括して問題に供して御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川賴倫君）　御異議ないと認めます

○假議長（侯爵德川賴倫君）　日程第十九、鐵道敷設法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會第二十、北海道鐵道敷設法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、床次鐵道院總裁。

鐵道敷設法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十日　衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

鐵道敷設法中改正法律案

鐵道敷設法中左ノ通改正ス

第二條第一項近畿線ノ部ニ左ノ一號ヲ加フ

一　和歌山縣下和歌山ヨリ田邊新宮及三重縣下長島ヲ經テ相可ニ至ル鐵道

同項九州線ノ部ニ左ノ一號ヲ加フ

一　福岡縣下久留米ヨリ大分縣下日田ヲ經テ大分ニ至ル鐵道

第七條第一項第二號中「岐阜縣下岐阜ヨリ太田ヲ經テ高山ニ至ル鐵道」ヲ削ル

同項第十三號中「蘇我ヨリ松田ニ至ル鐵道及勝浦ヨリ大原ニ至ル鐵道」ヲ削ル

同項第二十二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一　近畿豫定線ノ內和歌山縣下和歌山ヨリ田邊新宮及三重縣下長島ヲ經テ相可ニ至ル鐵道

同項第二十六號中「高知縣下山田ヨリ高知ヲ經テ須崎ニ至ル鐵道」ヲ削ル

同項第二十八號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一　九州豫定線ノ內福岡縣下久留米ヨリ大分縣下日田ヲ經テ大分ニ至ル鐵道

北海道鐵道敷設法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十日　衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

北海道鐵道敷設法中改正法律案

北海道鐵道敷設法中左ノ通改正ス

第二條第一號中「及釧路國厚岸ヲ經テ北見國」ヲ「、釧路國釧路及北見國斜里ヲ經テ」ニ改ム

同條第三號中「厚岸」ヲ「釧路」ニ改ム

同條ニ左ノ一號ヲ加フ

一　膽振國長萬部ヨリ輪西ニ至ル鐵道

〔政府委員床次竹二郎君演壇に登る〕

○政府委員（床次竹二郎君）　兩法案改正の理由を說明申上げます、今日の場合鐵道の速成普及と云ふことは極めて必要の事柄と考へまして、其計畫を立てまして、本年度の豫算に於て御協贊を求めて居る次第でございます、其關係より致しまして、茲に新に本州に於て五線、北海道に於て二線路選定いたしまして、それ〳〵此兩法案中に追加する必要を認めた次第でございます、其線路は九州に於きまして久留米大分間、それから尙ほ四國に於きまして土佐から德島の池田を經て香川縣琴平に至る線、本州へ參りまして紀州和歌山から伊勢の相可に至る線、それから飛驒の高山から越中の富山に至る線、茲に千葉縣下で松田より勝浦に至る線路を貫通いたします線、此五線路合せて四百十九哩あります、之を豫定線に入れ並に一期線に繰上げる爲に鐵道敷設法中の改正を要する譯でございます、次に北海道に於きまして長萬部より輪西に至る線路並に釧路より斜里に至る線路、此二線の延長、總計百五十一哩でございます之を豫定線に編入いたします爲に改正の必要を認めた次第でございます。

○阪本釤之助君　本案に付きまして少し御尋を致します、鐵道敷設法中改正法律案の第三番目にあります「第七條第一項第二號中岐阜縣下岐阜ヨリ太田ヲ經テ高山ニ至ル鐵道ヲ削ル」と云ふ箇條があります是は昨年即ち四十議會に於きまして議會が協贊を與へました即ち岐阜縣下岐阜より太田高山を經て富山縣下富山に至る鐵道斯う云ふことの影響であらうと考へますが、或は間違つて居るか知れませぬが、本員は左樣に考へる、果して然らば曩に四十議會に議會が協贊を致しました岐阜より發して高山を經て富山に至る線路は昨年政府が改正案を出されました趣旨に基きまして、無論岐阜を發しまして各務原に何か陸軍の用があると云ふことであります、其各務原を經て鵜沼の太田、下呂を經て富山に至る線路と心得て居りますが、政府が執らむとする所と本員が見る所と同一であるかと云ふことを承りたい又第二に四つ目にございまする所の「同項第二十六號中高知縣下山田ヨリ高知ヲ經テ須崎ニ至ル鐵道ヲ削ル」是れは今本員が御尋をせむとする所と直接關係はありませぬが、即ち昨年の四十議會に於て議論がありました是は四國線の一部でありまして、是等の關係からして此事を御尋するのでありますが、四十議會に

於て甚だ喧しかつた所の曼陀羅線を採るか、他線に出づるかと云ふことの問題は、此即ち問題は何れでありませうか、政府が目下執られつゝある所の方針はどうであるか、此二點を拜承いたしたいのであります。

〔政府委員床次竹二郎君演壇に登る〕

○政府委員(床次竹二郎君) 御答いたします、第一問は今度の改正になりました結果岐阜から太田を經並に高山を經て富山に至ることになるのであります但し唯今御尋ねの中に岐阜から高山に至る線路の中飛行場の在る所を通つて鵜沼と申しましたかを經て通る線路は今他に希望の線もありまして、比較調査中でございます、兎も角岐阜から太田高山富山に至ると云ふことは是で決定する譯でありますが、經過地に付ては調査中でございます、それから第二問のことは此度の改正に依りまして、高知から琴平に至ることになるのであります、昨年の議會に於て德島の池田より左に取つて曼陀羅線と云ふのが議會の問題になつたのでありまするが、此線路は此度の改正に依りますれば池田から直接琴平に至るのでありますが、此比較は諸種の點に於きまして池田琴平の方が調査上宜しいと云ふ考でありますから斯く改めました次第でございます、唯一點曼陀羅線と今度の池田琴平線と比較いたしますると云ふと工費に於て曼陀羅線の方が二百有餘萬圓安いのでございます、其他の點に於ては池田琴平線の方が何れもの點に於て優つて居ります、其二百萬圓と云ふ費用が餘計掛かると云ふ點は如何にもそちらの方の……曼陀羅線の方を選んだ方が宜いやうにありますけれども、此線路は元高知よりして香川縣に通ずると云ふ大きな線路でありまするから、其大體の上から申しますれば二百萬圓の工費の爲に將來永遠のことを考へた時分には琴平線を選んだ方が宜いと考へた次第でございます。

○阪本釤之助君 唯今の御答で第二のことは誠に明瞭に分りましたが、第一に御尋ね申した岐阜から太田に至る所の線路は今尚調査中であると云ふ御答辯でありまするが抑々昨年此法律案の改正を提出せられた所以のものは、元と岐阜を發して關を經て行くと云ふことになつて居つた法律案を、それを岐阜縣下岐阜より太田高山を經て富山縣下富山に至る鐵道と改正せられて、即ち關を經ると云ふことを削除せられたのである、果して然らば此精神は無論岐阜を發して高山に至るには成るべくは近き道を取られると云ふことが此法律改正の精神であらうと思はれる各務ケ原の飛行場を通ると云ふやうなことでありまして、是は軍事上の必要で稍々迂回しましても……左樣に迂回は致しますまいが、致しましてもそれは已むを得ませぬが、其他の線は最早希望線があるとかどうとか云ふやうな問題は過ぎ去つた問題であつて法律の改正を致されると云ふことが右申したやうな精神を以て改正になつたものと本員は解釋して居つた、然るに今尚ほ線路が能く決定しないと云ふことでありましたが、何が故に左樣に御迷ひになつて居るかと云ふことを伺ひたいと存じて御尋ねしたのであります、併し餘り具體的に其處まで立入つて伺ふことは避けた方が宜しからうと存じて抽象的に申しましたけれども、唯今の御答では昨年法律を改正した精神に遡つて、何等徹底しないやうに考へますから、具體的に今一應御尋ね申すのであります。

〔政府委員床次竹二郎君演壇に登る〕

○政府委員(床次竹二郎君) 御答いたします、昨年決議になりました所は何等變更を加へる考はありませぬ、併し甲の地點を經るか、乙の地點を經るかと云ふことは實際建設するに當りまして能く調査しなければならぬ事柄でございます、それが今調査中であると申すのでございます、線路の大體を變更いたす考ではございませぬ。

○假議長(侯爵德川賴倫君) 他に御質問がございませぬければ特別委員の氏名を御報告いたしますが、唯今一括いたしました日程、第十九第二十は同一委員に付託いたしまして御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○假議長(侯爵德川賴倫君) 御異議ないと認めます特別委員の氏名を御報告致させます。

〔長谷川書記官朗讀〕

鐵道敷設法中改正法律案外一件特別委員

伯爵柳原義光君　男爵小澤武雄君
子爵伊東祐弘君　男爵山根武亮君
平井晴二郎君　古市公威君
男爵島津久賢君　麻生太吉君
津村紀陵君

○假議長(侯爵德川賴倫君) 日程第二十一、第二十二、第二十三は一括いたして問題と致すに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○假議長(侯爵德川賴倫君) 御異議ないと認めます日程第二十一、裁判所の設立に關する法律案、第二十二、大正二年法律第九號中改正法律案、第二十三、不動產登記法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

裁判所の設立に關する法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十日　衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

裁判所ノ設立ニ關スル法律案

埼玉縣南埼玉郡越ケ谷町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ越ケ谷區裁判所ト稱ス

千葉縣印旛郡佐倉町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ佐倉區裁判所ト稱ス

千葉縣長生郡一宮町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ一宮本鄉區裁判所ト稱ス

茨城縣稻敷郡龍ケ崎町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ龍ケ崎區裁判所ト稱ス

栃木縣足利郡足利町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ足利區裁判所ト稱ス

群馬縣吾妻郡中之條町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ中之條區裁判所ト稱ス

靜岡縣富士郡傳法村ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ吉原區裁判所ト稱ス

山梨縣南巨摩郡鰍澤町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ鰍澤區裁判所ト稱ス

新潟縣西頸城郡糸魚川町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ糸魚川區裁判所ト稱ス

大阪府泉南郡岸和田町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ岸和田區裁判所ト稱ス

兵庫縣氷上郡柏原町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ柏原區裁判所ト稱ス

奈良縣北葛城郡高田町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ葛城區裁判所ト稱ス

滋賀縣甲賀郡水口町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ水口區裁判所ト稱ス

愛知縣中島郡一宮町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ一宮區裁判所ト稱ス

愛知縣知多郡半田町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ半田區裁判所ト稱ス

愛知縣南設樂郡新城町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ新城區裁判所ト稱ス

三重縣飯南郡松阪町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ松阪區裁判所ト稱ス

岐阜縣郡上郡八幡町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ八幡區裁判所ト稱ス

福井縣南條郡武生町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ武生區裁判所ト稱ス

富山縣東礪波郡出町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ出町區裁判所ト稱ス

廣島縣賀茂郡竹原町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ竹原區裁判所ト稱ス

廣島縣比婆郡庄原町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ庄原區裁判所ト稱ス

山口縣厚狹郡船木町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ船木區裁判所ト稱ス

愛媛縣西宇和郡八幡濱町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ八幡濱區裁判所ト稱ス

佐賀縣西松浦郡大坪村ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ伊萬里區裁判所ト稱ス

福岡縣朝倉郡甘木町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ甘木區裁判所ト稱ス

福岡縣浮羽郡吉井町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ吉井區裁判所ト稱ス

熊本縣宇土郡三角町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ三角區裁判所ト稱ス

鹿兒島縣姶良郡加治木町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ加治木區裁判所ト稱ス

北海道空知郡岩見澤町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ岩見澤區裁判所ト稱ス

北海道上川郡名寄町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ名寄區裁判所ト稱ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大正二年法律第九號中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十日　衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

大正二年法律第九號中改正法律案

大正二年法律第九號中左ノ通改正ス

別表裁判所管轄區域表中浦和區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

浦和	埼玉縣ノ内 北足立郡ノ内 浦和町　蕨町　川口町　鳩ヶ谷町　與野町　大宮町　上尾町 桶川町　鴻巣町　原市町　志木町　大和田町　六辻町　土合村 美谷本村　笹目村　戸田村　芝村　青木村　横曾根村　南平柳村 神根村　野田村　尾間木村　谷田村　三室村　片柳村　木崎村 大久保村　馬宮村　植水村　三橋村　大砂土村　宮原村　日進村 指扇村　平方村　大谷村　大石村　上平村　小室村　小針村 加納村　川田谷村　石戸村　馬室村　中丸村　常光村　田間宮村 箕田村　小谷村　吹上村　七里村　膝折村　片山村　內間木村 新倉村　白子村 入間郡ノ内 鶴瀬村　南畑村　宗岡村　水谷村　三芳村 北埼玉郡ノ内 加須町　騎西町　志多見村　鴻茎村　三田ヶ谷村　高柳村　大越村 禮羽村　原道村　種足村　元和村　村君村　田ヶ谷村　東村 不動岡村　利島村　水深村　三俣村　川邊村　樋遣川村　大桑村 豐野村　笠原村 南埼玉郡ノ内 菖浦町　久喜町　綾瀨村　須賀村　篠津村　平野村　大山村 江面村　三箇村　小林村　栢間村　清久村　太田村　鷲宮村 北葛飾郡ノ内 幸手町　杉戸町　栗橋町　靜村　豊田村　櫻田村　行幸村　上高野村 高野村　權現堂川村　吉田村　八代村　田宮村　櫻井村　豐岡村
越ヶ谷	埼玉縣ノ内 南埼玉郡ノ内 越ヶ谷町　岩槻町　粕壁町　大澤町　潮止村　八幡村　八條村 川柳村　大相模村　蒲生村　出羽村　增林村　新方村　櫻井村 大袋村　荻島村　新和村　和土村　柏崎村　川通村　武里村 豐春村　內牧村　慈恩寺村　黑濱村　河合村　百間村　日勝村 北足立郡ノ内 草加町　新郷村　谷塚村　新田村　安行村　戸塚村　大門村 春岡村 北葛飾郡ノ内 吉川町　幸松村　豐野村　堤郷村　松伏領村　旭村　三輪野江村 彥成村　早稻田村　戸ヶ崎村　八木鄉村　寶珠花村　富多村　南櫻井村 川邊村　金杉村

同表中川越區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

川越	埼玉縣ノ内 入間郡ノ内 川越町　所澤町　豐岡町　入間川町　坂戸町　越生町　飯能町 芳野村　古谷村　南古谷村　仙波村　高階村　福岡村　大井村 柳瀨村　松井村　富岡村　小手指村　三ヶ島村　宮寺村　元狹山村 金子村　東金子村　藤澤村　入間村　堀兼村　福原村　奧富村 日東村　大田村　田面澤村　山田村　三芳野村　勝呂村　入西村 大家村　川角村　毛呂村　山根村　梅園村　山口村　吾妻村 名細村　鶴ヶ島村　高萩村　高麗川村　高麗村　東吾野村　霞ヶ關村 柏原村　水富村　元加治村　加治村　精明村　植木村　原市場村 南高麗村 比企郡ノ内 今宿村　小見野村　中山村　八ツ保村　伊草村　三保谷村　出丸村 秩父郡ノ内 名栗村　吾野村

同表中熊谷區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

熊谷	埼玉縣ノ内 大里郡　兒玉郡 北埼玉郡ノ内 忍町　羽生町　井泉村　川俣村　鹿田村　共和村　埼玉村 新鄉村　太井村　持田村　星宮村　須加村　星河村　屈巣村 下忍村　北河原村　荒木村　長野村　須影村　成田村　岩瀨村 手子林村　南河原村　太田村　中條村　中島村 比企郡ノ内 松山町　小川町　大岡村　福田村　宮前村　唐子村　菅谷村 七鄉村　八和田村　大河村　竹澤村　平村　玉川村　明覺村 龜井村　高坂村　野本村　東吉見村　南吉見村　西吉見村　北吉見村 秩父郡ノ内 大椚村　槻川村　大河原村

同表中千葉區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

千葉	千葉縣ノ内 千葉郡 市原郡ノ内 姉崎町　五井町　八幡町　鶴舞町　千種村　東海村　市原村 海上村　菊間村　市東村　市西村　養老村　戸田村　明治村 內田村　高瀧村　富山村　平三村　濕津村

佐倉	千葉縣ノ内 印旛郡
一宮 本納	千葉縣ノ内 長生郡　夷隅郡

同表中土浦區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

土浦	茨城縣ノ内 新治郡 稻敷郡ノ内 朝日村　君原村　阿見村　鳩崎村　木原村　舟島村　安中村 岡田村　牛久村　莖崎村 筑波郡ノ内 谷田部町　筑波町　北條町　小張村　板橋村　久賀村　三島村 谷井田村　眞瀬村　豊　村　島名村　旭　村　鹿島村　十和村 福岡村　上郷村　作岡村　菅間村　田井村　小田村　小野川村 葛城村　大穗村　田水山村　長崎村
龍ケ崎	茨城縣ノ内 北相馬郡 稻敷郡ノ内 龍ケ崎町　江戸崎町　君賀村　沼里村　奥野村　浮島村　大宮村 生板村　源清田村　長竿村　柴崎村　根本村　長戸村　八原村 馴柴村　太田村　高田村　大須賀村　伊崎村　阿波村　古渡村 金江津村　十余島村　本新島村

同表中麻生區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

麻生	茨城縣ノ内 行方郡 鹿島郡ノ内 鹿島町　大同村　中野村　波野村　豊郷村　豊津村　高松村 中島村　輕野村　若松村　矢田部村　東下村

同表中宇都宮區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

宇都宮	栃木縣ノ内 宇都宮市　河內郡 上都賀郡ノ内 鹿沼町　今市町　日光町　菊澤村　北犬飼村　北押原村　南押原村 南摩村　加蘇村　東大蘆村　西大蘆村　小來川村　板荷村　落合村 鹽谷郡ノ内 氏家町　粟山村　藤原村　三依村　船生村　大宮村　阿久津村

同表中栃木區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

栃木	栃木縣ノ内 下都賀郡 上都賀郡ノ内 粟野町　西方村　清洲村　永野村　粕尾村　眞名子村
足利	栃木縣ノ内 足利郡　安蘇郡 上都賀郡ノ内 足尾町

同表中高崎區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

高崎	群馬縣ノ内 高崎市　碓氷郡 群馬郡ノ内 倉賀野町　金古町　室田町　佐野村　岩鼻村　大類村　瀧川村 京ケ島村　新高尾村　中川村　塚澤村　六郷村　長野村　久留馬村 倉田村　東郷村　箕輪村　相馬村　上郊村　堤ケ岡村　國府村 清里村　桃井村　片岡村 多野郡ノ内 藤岡町　新　町　鬼石町　吉井町　神流村　小野村　八幡村 美土里村　平井村　美九里村　三波川村　多胡村　入野村　日野村 美原村
中之條	群馬縣ノ内 吾妻郡

同表中沼津區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

沼津	靜岡縣ノ内 駿東郡　田方郡
吉原	靜岡縣ノ内 富士郡

同表中甲府區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

甲府	山梨縣ノ内 甲府市　西山梨郡　東山梨郡　東八代郡　中巨摩郡　北巨摩郡
鰍澤	山梨縣ノ内 南巨摩郡　西八代郡

同表中松本區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

同表中木曾區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

松本	長野縣ノ内 松本市　東筑摩郡　南安曇郡
木曾	長野縣ノ内 西筑摩郡

同表中高田區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

高田	新潟縣ノ内 高田市　中頸城郡　東頸城郡
糸魚川	新潟縣ノ内 西頸城郡

同表中堺區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

堺	大阪府ノ内 堺市 泉北郡ノ内 向井町　湊町　高石町　濱寺町　五箇莊村　舳松村　三寶村 鳳村　神石村　踞尾村　取石村　鶴田村　北上神村　東百舌鳥村 美木多村　上神谷村　西陶器村　久世村　深井村　東陶器村　八田莊村 西百舌鳥村　中百舌鳥村 南河内郡ノ内 富田林町　長野町　古市町　新堂村　喜志村　大伴村　石川村 磯長村　山田村　白木村　中村　河内村　赤阪村　千早村 東條村　川西村　錦郡村　彼方村　千代田村　天野村　高向村 三日市村　加賀田村　天見村　川上村　金岡村　南八下村　北八下村 駒ケ谷村　西浦村　國分村　玉手村　狭山村　三都村　大草村 野田村　日置莊村　黒山村　丹南村　丹比村　平尾村　埴生村 高鷲村　藤井寺村　道明寺村 中河内郡ノ内 天美村　布忍村　松原村　三宅村　恵我村
岸和田	大阪府ノ内 泉南郡 泉北郡ノ内 大津町　信太村　上條村　國府村　穴師村　忠岡村　南王子村 郷莊村　伯太村　北池田村　南池田村　北松尾村　南横山村　横山村 南松尾村　山瀧村

同表中篠山區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

篠山	兵庫縣ノ内 多紀郡
柏原	兵庫縣ノ内 氷上郡

同表中奈良區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

奈良	奈良縣ノ内 奈良市　添上郡　生駒郡　山邊郡　磯城郡
葛城	奈良縣ノ内 北葛城郡　高市郡　南葛城郡

同表中五條區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

五條	奈良縣ノ内 宇智郡 吉野郡ノ内 上市町　下市町　十津川村　大淀村　天川村　野迫川村　賀名生村 秋野村　上北山村　下北山村　吉野村　宗檜村　大塔村　丹生村 黒瀧村　中龍門村　龍門村　川上村　白銀村　中莊村　國樔村

同表中大津區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

大津	滋賀縣ノ内 大津市　滋賀郡　栗太郡　野洲郡　高島村
水口	滋賀縣ノ内 甲賀郡

同表中名古屋區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

名古屋	愛知縣ノ内 名古屋市　愛知郡　東春日井郡　西春日井郡　海部郡 知多郡ノ内 有松町　大高町
一宮	愛知縣ノ内 中島郡　丹羽郡　葉栗郡
半田	愛知縣ノ内 知多郡ノ内 半田町　龜崎町　大府町　横須賀町　岡田町　大野町　常滑町 西浦町　内海町　豊濱町　師崎町　河和町　武豊町　成岩町 阿久比村　東浦村　上野村　八幡村　旭村　三和村　鬼崎村 小鈴谷村　野間村　篠島村　日間賀島村　富貴村

同表中豐橋區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

豐橋	愛知縣ノ内 豐橋市　渥美郡　寶飯郡 八名郡ノ内 下川村　石巻村
新城	愛知縣ノ内 南設樂郡　北設樂郡 八名郡ノ内 大野町　七郷村　山吉田村　舟着村　八名村　金澤村　賀茂村 豐津村　橋尾村　三上村

同表中安濃津區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

安濃津	三重縣ノ内 津市　安濃郡　河藝郡　鈴鹿郡　一志郡
松阪	三重縣ノ内 飯南郡 多氣郡ノ内 東黒部村　下御絲村　大淀村　上御絲村　明星村　齋宮村　相可村 西外城田村　佐奈村　津田村　丹生村　五ケ谷村　川添村

同表中岐阜區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

岐阜	岐阜縣ノ内 岐阜市　稻葉郡　羽島郡　本巣郡　山形郡　武儀郡 加茂郡ノ内 田原村　富岡村
八幡	岐阜縣ノ内 郡上郡

同表中福井區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

福井	福井縣ノ内 福井市　足羽郡　吉田郡　坂井郡 丹生郡ノ内 越廼村　下岬村　國見村　殿下村　西安居村　三方村
武生	福井縣ノ内 南條郡　今立郡 丹生郡ノ内 朝日村　立待村　吉川村　豐村　吉野村　大虫村　宮崎村 白山村　城崎村　四箇浦村　織田村　萩野村　常磐村　糸生村 志津村　天津村

同表中高岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

高岡	富山縣ノ内 高岡市　射水郡　氷見郡 西礪波郡ノ内 福岡町　醍醐村　小勢村　山王村　立野村　東五位村　福田村 國吉村　石堤村　赤丸村　五位山村　西五位村
出町	富山縣ノ内 東礪波郡 西礪波郡ノ内 石動町　福光町　津澤町　戸出町　南谷村　埴生村　松澤村 若林村　正得村　荒川村　子撫村　宮島村　石黒村　南蟹谷村 廣瀬村　廣瀬舘村　西太美村　太美山村　東本美村　吉江村　東石黒村 西野尻村　東蟹谷村　北蟹谷村　藪波村　水島村　鷹栖村　是戸村 林村　高波村　大瀧村

同表中廣島區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

廣島	廣島縣ノ内 廣島市　安佐郡　山縣郡 安藝郡ノ内 海田市町　矢野町　熊野町　上瀬野村　下瀬野村　牛田村　戸坂村 溫品村　府中村　仁保村　船越村　奥海田村　畑賀村　中野村 坂村　矢賀村　中山村 佐伯郡ノ内 廿日市町　嚴島町　草津町　大竹町　己斐町　五日市町　古田村 河内村　八幡村　觀音村　平良村　小方村　栗谷村　砂谷村 水内村　上水内村　友原村　三和村　四和村　井口村　石内村 原村　宮内村　地御前村　大野村　玖波村　玖島村　木野村 油見村　淺原村　津田村　吉和村 賀茂郡ノ内 西條町　西高屋村　東高屋村　吉土實村　賀永村　板城村　郷田村 寺西村　川上村　西志和村　東志和村　造賀村　下三永村　御薗宇村 吉川村　熊野跡村　志和堀村　原村　下見村 豐田郡ノ内 大河村　戸野村　竹仁村　乃美村　川源村　椋梨村　豐田村 入野村　久芳村　小谷村

同表中呉區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

呉	廣島縣ノ內 呉　市 安藝郡ノ內 音戸町　警固屋町　吉浦町　本庄村　燒山村　大屋村　江田島村 渡子島村　倉橋島村　上蒲刈島村　下蒲刈島村 佐伯郡ノ內 三高村　沖　村　大柿村　高田村　中　村　鹿川村　津久茂村 深江村　飛渡瀨村 賀茂郡ノ內 阿賀町　仁方町　上黑瀨村　中黑瀨村　下黑瀨村　廣　村　鄉原村 乃美尾村

同表中尾道區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

竹原	廣島縣ノ內 賀茂郡ノ內 竹原町　內海町　三津町　川尻村　內海跡村　三津口村　早田原村 下野村　東野村　荘野村　野路村　中切村 豐田郡ノ內 忠海町　御手洗町　大乘村　豐濱村　久友村　大崎南村　西野村 本鄉村　南方村　吉名村　木谷村　中野村　東野村　大長村 田萬里村　沼田西村　小泉村　下北方村　上北方村　善入寺村
尾道	廣島縣ノ內 尾道市　御調郡　世羅郡 豐田郡ノ內 瀨戸田町　大草村　高坂村　長谷村　沼田東村　佐江崎村　西生口村 南生口村　東生口村　北生口村　鷺浦村　船木村　田野浦村　須波村 高根島村　名荷村 沼隈郡ノ內 松永町　瀨戸村　津之鄉村　赤坂村　金江村　山南村　神　村 本鄉村　東　村　西　村　今津村　柳津村　藤江村　浦崎村 百島村　高須村　山波村

同表中三次區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

三次	廣島縣ノ內 雙三郡　高田郡 比婆郡ノ內 口南村　口北村　下高野山村　上高野山村
庄原	廣島縣ノ內 比婆郡ノ內 庄原町　西城町　東城町　高　村　美古登村　八鉾村　小奴可村 八幡村　田森村　久代村　帝釋村　本　村　峯田村　敷信村 山內東村　山內西村　比和村　山內北村

同表中下關區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

下關	山口縣ノ內 下關市　豐浦郡
船木	山口縣ノ內 厚狹郡

同表中大洲區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

大洲	愛媛縣ノ內 喜多郡
八幡濱	愛媛縣ノ內 西宇和郡

同表中長崎區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

長崎	長崎縣ノ內 長崎市 西彼杵郡ノ內 上長崎村　小ヶ倉村　土井首村　深堀村　香燒村　伊王島村　高島村 蚊燒村　高濱村　野母村　脇岬村　樺島村　爲石村　川原村 茂木村　日見村　矢上村　喜々津村　大草村　伊木力村　長與村 時津村　村松村　長浦村　雪岳村　大串村　崎戸村　江島村 平島村　七釜村　多以良村　瀨戸村　松島村　雪浦村　神浦村 黑崎村　三重村　式見村　福田村　小榊村　浦上山里村　西浦上村 北高來郡ノ內 古賀村

同表中大村區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

大村	長崎縣ノ内 東彼杵郡ノ内 大村町　三浦村　鈴田村　大村　西大村　萱瀬村　竹松村 福重村　松原村　千綿村　彼杵村　川棚村　下波佐見村　上波佐見村 北高來郡ノ内 諫早町　諫早村　北諫早村　小栗村　小野村　森山村　有喜村 江ノ浦村　田結村　戸石村　眞津山村　本野村　長田村　深海村 小江村　湯江村　小長井村

同表中武雄區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

武雄	佐賀縣ノ内 杵島郡　藤津郡
伊萬里	佐賀縣ノ内 西松浦郡

同表中福岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

福岡	福岡縣ノ内 福岡市　筑紫郡　粕屋郡　宗像郡　早良郡　糸島郡
甘木	福岡縣ノ内 朝倉郡

同表中久留米區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

久留米	福岡縣ノ内 久留米市　三井郡 三瀦郡ノ内 荒木村　安武村　大善寺村　西牟田村　犬塚村　三瀦村
吉井	福岡縣ノ内 浮羽郡

同表中熊本區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

熊本	熊本縣ノ内 熊本市　飽託郡 菊池郡ノ内 大津町　原水村　津田村　瀬田村　陣内村　平眞城村　護川村 北合志村　泗水村　合志村　西合志村　田島村 阿蘇郡ノ内 錦野村　山西村 上益城郡ノ内 白水村 下益城郡ノ内 松橋町　小川町　海東村　河江村　小野部田村　當尾村　豐福村 豐川村
三角	熊本縣ノ内 宇土郡 下益城郡ノ内 守富村　杉合村 天草郡ノ内 登立村　維和村　上村　中村　湯島村

同表中鹿兒島區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

鹿兒島	鹿兒島縣ノ内 鹿兒島市　鹿兒島郡　熊毛郡 日置郡ノ内 下伊集院村　中伊集院村　上伊集院村　郡山村　日置村　吉利村　永吉村 伊作村　田布施村　阿多村
加治木	鹿兒島縣ノ内 始良郡　伊佐郡 囎唹郡ノ内 財部村　末吉村

同表中札幌區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

札幌	北海道ノ内 札幌區　札幌郡　千歳郡　石狩郡　厚田郡　濱益郡
岩見澤	北海道ノ内 夕張郡　樺戸郡 空知郡ノ内 岩見澤町　瀧川町　沼貝村　北村　幌向村　栗澤村　砂川村 蘆別村　歌志内村　三笠山村　江部乙村

同表中室蘭區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

室蘭	北海道ノ内 室蘭區　有珠郡　幌別郡　白老郡 虻田郡ノ内 虻田村　辨邊村 勇拂郡ノ内 苫小牧町　安平村　厚眞村　鵡川村　似灣村　累標村　穗別村 邊富內村

同表中旭川地方裁判所ノ部ヲ左ノ如ク改ム

旭川		
旭川	北海道ノ内 旭川區　上川郡（石狩國） 空知郡ノ内 音江村　上富良野村　中富良野村　下富良野村　山部村　南富良野村 雨龍郡ノ内 深川町　北龍村　上北龍村　一已村　多度志村　秩父別村　雨龍村 勇拂郡ノ内 占冠村	
名寄	北海道ノ内 上川郡（天鹽國）　中川郡（天鹽國）　枝幸郡 紋別郡ノ内 紋別村　渚滑村　瀧上村　興部村　雄武村 雨龍郡ノ内 幌加内村	
増毛	北海道ノ内 増毛郡　留萌郡　苫前郡	
稚内	北海道ノ内 宗谷郡　天鹽郡　利尻郡　禮文郡	

同表中釧路地方裁判所ノ部ヲ左ノ如ク改ム

釧路		
釧路	北海道ノ内 釧路郡　白糠郡　阿寒郡　川上郡　厚岸郡	
帶廣	北海道ノ内 河西郡　河東郡　上川郡（十勝國）　中川郡（十勝國）　十勝郡　足寄郡　廣尾郡	
網走	北海道ノ内 網走郡　斜里郡　常呂郡 紋別郡ノ内 下湧別村　上湧別村	
根室	北海道ノ内 根室郡　花咲郡　野付郡　標津郡　目梨郡　國後郡　色丹郡 紗那郡　振別郡　擇捉郡　蘂取郡　得撫郡　新知郡　占守郡	

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前後從前ノ管轄裁判所ニ於テ受理シタル事件ハ其ノ裁判所ニ於テ之ヲ完結ス

不動産登記法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

不動産登記法中改正法律案

不動産登記法中左ノ通改正ス

第八條ノ二　司法大臣ハ一ノ登記所ノ管轄ニ屬スル事務ヲ他ノ登記所ニ委任スルコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇に登る〕

○政府委員（鈴木喜三郎君）　唯今議題に上りました三案を通じまして提出の理由を申上げます、區判所設立事業に付きましては、前二回の議會に於きまして御協賛を經まして六十四箇所の復活を見た次第であります、併ながら未だ是だけは人民の便利を全からしむることが出來ませぬから、今回茲に三十一箇所を選びまして本案を提出いたしました次第でございます、而して區裁判所の復活いたしまする結果と致しまして管轄區域を變更いたさなければならぬのでありまする、箇轄區域を變更いたしまする結果區裁判所には近くなりまして便利を得まするが登記事務を取扱ひまする出張所には却つて遠くなると云ふやうな場所が全國に十數箇所生ずるのでございます其不便を救ふが爲に一の出張所に屬する所の登記事務を他の鄰接の出張所に委任して取扱はしむると云ふ趣意が即ち不動産登記法改正案であります、右の次第で三案を提出した次第でございますから何卒御審議の上御協賛を希望いたします。

○阪本釤之助君　本案に付きましても少し御尋を致したいのでございます、山本内閣の行政整理と云ふことは非常なる英斷を以て各方面に斧鉞を加へられたのであります、即ち區裁判所の數を減じられた如きも其一でありまして、土地の爲には不便を多少生ずるかも知れませぬが、如何にも英斷であるかと云ふことを我々は感心をして居つたのでありますが、段々に區裁判所なるものを復活を致して、唯今政府委員の御説明の如く昨年六十四箇所復活をし、又三十一箇所も復活すると云ふのでありますが、今度の復活に依つて最早山本内閣の行政整理は逆戻をして一箇所も殘らず元の通りになると云ふのでありますか、それを伺ひたい、それと復活をする爲に此際どれ程の臨持費が要するのであるか、將來、昨年復活されたものと、今度復活されるものとを合せて、行政整理の時代に對するものと比較を致しますれば、どれ程經常費が增額するものであるか、此點を伺ひたい、昨年復活されたものは何程、今度復活せむとするものは何程の維持費を要するものであるかと云ふことを承はりたい、尙ほ附加へて伺ひたいのは、此栃木縣下に於ける元佐野町に在つた區裁判所か今度足利町へ變るものとして此法案が出來て居るやうでありますが、足利町と佐野町と比較して曩に佐野町に在つたものを今度足利町に設立しなければならぬと云ふ理由は那邊にあるのであるか、此事を了解し得るやうに御説明を願ひたい、尙〻既に佐野町に在つたのを足利町に移されると云ふのでありますが本員は少し調べも出來て居りますが、斯の如く甲の地に在つたやつを今度復活して乙の地に移すと云ふのが此外にもあるのでありますか、それも伺ひたいのであります。

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇に登る〕

○政府委員（鈴木喜三郎君）　御答へ致します、大正二年の行政整理の際廢しました區裁判所の數は百二十八箇所でありました、尤も現實に裁判事務を取扱つて居りました區裁判所は九十五箇所、三十三箇所と云ふものは未開廳であつたのであります、今回提案いたしましたる三十一箇所を加へますると云ふと前年迄のものと加へまするど都合九十五箇所になるのでございます、數に於きましては一致して居りますけれども、場所に於ては必しも一致して居らぬのであります、而して今日の狀態より考へますれば此三十一箇所の復活を見ますれば大抵不便を避け得られると思ふのでございまするが、又月日の變るに從ひまして事情に變化を來して事件が多く出るやうなことになりますれば更に又新設をすると云ふことも起りませうが、今日の狀態では先づ此位の程度に於て復活して置きますれば大抵不便を避け得られると云ふ考でございます、而して今回復活を提案いた

しましたる三十一箇所に對する所の經費は三十一萬圓を計上して居るのでございます、それから次は佐野區裁判所と足利區裁判所の關係でございますが、斯樣な種類のものは他にはありませぬが、從來佐野區裁判所の管轄區域にありましたのは安蘇郡と足利郡の二郡でありまして、所が御承知の通り隣の足尾と云ふものが非常に發展を致しまして澤山事件も起るやうになつたのでございます、而して此足尾と云ふものは何處に屬して居るかと云ふと、今日に於ては宇都宮に屬して居る、どうしても此足尾と云ふものの管轄を宇都宮から割いて一つの裁判所、他の裁判所に屬せしめなければならぬと云ふ點があるのです、此足尾を割いて佐野區裁判所を復活して其管轄たらしむるか、或は足利に區裁判所を設立して其の管轄たらしむるかと斯う見ますと、どうしても足尾を入れて一の管轄區域を造りまするとせば、どうしても佐野にあらずして足利、斯う云ふことの結果を見るのでございます、尙ほ事件の數は、取扱關係の狀態等の詳しいことは委員會で申上げますが、さう云ふ趣意に於きまして佐野を復活せずして足利に設立をしたと云ふ次第でございます。

○阪本釤之助君　御尋ねした中ちよつと御答が漏れたやうでありますが、唯今三十一萬圓と仰つしやつたのは、今度復活の臨時費であるだらうと思ひますが、昨年六十四箇所復活されたが爲に經常費は年々どれ程かゝるやうになつたか、又今度三十一箇所復活せらるゝが爲にどれ程の費用を年々要するのであるか、數字のことでありますから、若し即座に御答へが出來ませぬければ豫算委員會の節で宜しうございますから、是だけは是非とも御伺ひしたいと思ひますから豫め御願をして置きます。

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇に登る〕

○政府委員(鈴木喜三郎君)　此處に書類を持つて居りませぬでございますから、何れ豫算委員會に於て詳しく申上げます。

○矢口長右衞門君　此二十一の案に付きまして設立と云ふことでございますが、是は復活と云ふ……設立と申してございますが、大抵のことは此條項は皆復活と云ふ意味であれば矢張り復活と云ふ字で宜かつたらうと思ふのですけれども、之を所謂設立と致したことは其所に何か意味があるのでございますかちよつと伺ひます。

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇に登る〕

○政府委員(鈴木喜三郎君)　御答へ致します、昨年一昨年之と同種類の法律を提案しましたが、矢張り設立に關する法律案として出したのでございまして別段復活とか、設立とか云ふことに付て深き意味があつたことではないのであります、ちよつと此際御斷りを致して置きますが、全く新設に屬するものが北海道に二箇所含んで居ります、さう云ふ次第でございます。

○假議長(侯爵德川賴倫君)　御質問がないやうでございますから、日程第二十一、第二十二、第二十三は同一の委員に御付託いたして御異存ございませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長(侯爵德川賴倫君)　御異議ないと認めます特別委員の氏名を御報告いたさせます。

〔長谷川書記官朗讀〕

裁判所の設立に關する法律案外二件特別委員

伯爵堀田正恒君　子爵勘解由小路資承君
子爵板倉勝憲君　男爵中川興長君
河村譲三郎君　男爵坂本俊篤君
男爵若王子文健君　加太邦憲君
野々村久次郎君

○假議長(侯爵德川賴倫君)　日程第二十四、北海道舊土人保護法中改正法律案、政府提出、衆議院送付第一讀會。

北海道舊土人保護法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

北海道舊土人保護法中改正法律案

北海道舊土人保護法中左ノ通改正ス

第五條　北海道舊土人ニシテ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ自費治療スルコト能ハサル者ハ之ヲ救療シ又ハ之ニ藥價ヲ給スルコトヲ得

第六條中「疾病」ヲ「傷痍、疾病」ニ改ム

附　則

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣(床次竹二郎君)　北海道舊土人の爲には御承知の如く特に保護法を制定せられて、いろ〳〵保護をせられて、居る譯でありまするが、尙ほ今日の有樣に於きまして非常に死亡率が高いのでございます、全道の死亡率に比較いたして見ますると云ふと、最近五箇年の調査に依りますると云ふと四割ほど多うございます、それから殊に肺結核に至りましては、殆ど全道に比較すれば五倍の高さに上つて居る有樣でございまして、到底今日の儘に捨置く譯には行かない有樣でございます、のみならず其儘に置きますれば病毒は延いて一般民の上にも及ぶ虞がありまするので、特に簡易なる病院を立てまして、救療の途を開いてやりたい、斯う云ふ考でございます尙ほそれに傷痍を受けた者でありまして、自ら救療を爲すことの出來ない者に向つて、救助並救療の途を立てたいと云ふので、此改正案を提出いたしました次第でございます。

○男爵石黑忠悳君　本案に付きまして質問いたしたう存じまするが、北海道の土人保護と申しまするとは、第一に敎育、第二に衞生と云ふことはもう附物でございまするが、然るに茲に新たに斯樣なる法案が出まするやうでございまするならば、是までは土人の疾病に罹りましたる治療若は衞生のことはどうなつて居りますか伺つて見たい。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣(床次竹二郎君)　御答いたします、是までの法律に依りますれば、御尋以外にも少し亘りますが、土地の無償下付、それから農具種子の給與、それから藥價の給與、是は疾病に罹りまして、自費救療をすることの出來ない者に、藥價一人九錢として見積つてございますが、給與する譯になつて居ります、それから尙ほ救助米、埋葬料、是も力のない者に給與する譯になつて居ります、其外敎育上に付て特に保護をせられて居る譯でございまするが、病院やなんぞの施設がない爲に、此度の改正案に依つて其邊の途を開きたいと云ふ譯でございます。

○男爵石黑忠悳君　それで本案が通過いたしました以上は、如何なる方法に依つて之に救療をなさる御見込ですか、隨分土人が散布いたして居ります、土人が居る所へ殘らず病院と云ふ譯にも參りますまいが、如何なる場所に病院を御建てになり、或は散布して居る所を巡回治療をなさるか、其方法を伺つて見たうございます。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣(床次竹二郎君)　御答いたします、最初申上げ落しましたが、土人の凡そ千人位づゝ部落を爲して居る所があります、さう云ふ所に簡易な病院を建てまして、他は是れまで通りに致す積りであります。

○男爵石黑忠悳君　此際希望がございますが、述べまして宜しうございますか。

○假議長(侯爵德川賴倫君)　宜しうございます。

○男爵石黑忠悳君　唯今內務大臣の御答もございまするやうに、千人以上も住んで居ります所へは、病院を御建てになりますると云ふことでございまするが、洵に是は喜ばしいことで、さうなくちやなるまいと存じまするが、之に御配付になりまする醫師に希はくは衞生上の知識のある者を御配付になつて、土人に付ての身體上、若は衞生上の統計を取つて置きませぬと、後年取ることは出來ませぬだらうと考へます、さう云ふやうなことを任務の一つに御申付けになつて、醫員の配付あらむことを本員は希望いたします。

○假議長(侯爵德川賴倫君)　他に御質問ございませぬければ、本案の特別委員の氏名を御報告いたさせます、御異議がございませぬですか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〔長谷川書記官朗讀〕

北海道舊土人保護法中改正法律案特別委員

侯爵德川義親君　伯爵清棲家敎君
子爵大給近孝君　男爵石黑忠悳君
男爵安藤直雄君　湯地定基君
安立綱之君　西久保弘道君
成淸信愛君

○假議長(侯爵德川賴倫君)　日程の第二十五、朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中左ノ通改正ス

第二條中「四十五萬圓」ヲ「七十一萬圓」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員古賀廉造君演壇に登る〕

○政府委員（古賀廉造君）　本案提出の理由に付て私より一言説明いたします、此本案に付きましては朝鮮醫院並に濟生院設立當時、即ち大正元年以來、漸次患者の數が增加しまして、大正元年に於きましては患者の延員數百八十八萬人餘ありましたが、大正六年に至りましては、二百八十四萬人と云ふやうに殖えて參りました、其内に死亡患者の數が又大正元年に於ては百二十萬ありましたが、大正六年に至りましては、是亦百八十二萬人と云ふやうに數が殖えました、而して目下物價の騰貴に伴ひまして、藥品其他の價額の上に多大の影響を受けました從來の法定額四十五萬圓では到底支出の途が足らぬので、此度更に二十六萬圓を增加しまして、七十一萬圓の法定額に致したいと云ふ趣意であります、何卒御審査の上御協贊あらむことを願ひます。

○假議長（侯爵德川賴倫君）　御質問がございませぬやうに存じますから、本案の特別委員の氏名を御報告いたさせます。

〔長谷川書記官朗讀〕

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案特別委員

伯爵　津輕　英麿君　子爵　竹屋　春光君
小野田元凞君　北里柴三郎君
男爵　竹腰　正己君　男爵　安場　末喜君
男爵　小畑大太郎君　市來　乙彥君
大森鍾次郎君

○假議長（侯爵德川賴倫君）　日程の第二十六第二十七は一括いたして御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川賴倫君）　御異議ないと認めます

○假議長（侯爵德川賴倫君）　日程第二十六家祿賞典祿處分に關する法律案、第二十七、沒祿處分を受けたる者に對する給與處分に關する法律案、衆議院提出、第一讀會。

家祿賞典祿處分に關する法律案

右本院提出案及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案

第一條　明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法第四條ノ期限内ニ願出テサルモノニシテ同法第一條及第二條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ但シ大正八年十二月三十一日迄ニ願出テサルトキハ本法ノ給與ヲ受クルコトヲ得ス

第二條　前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ指令ヲ受取リタル日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三條　明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法ニ依リ願出ヲ爲シタル者ニシテ明治四十二年法律第二十一號第二條ノ期限内ニ出訴セサル者ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

沒祿處分を受けたる者に對する給與處分に關する法律案

右本院提出案及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル家祿賞典祿處分ニ關スル法律案

第一條　明治三年九月十日太政官布告滯制施行ヨク同九年八月太政官第百八號布告實施迄ノ間ニ於テ國事ニ關スル犯罪ノ爲家祿賞典祿ヲ沒收セラレタル者及其ノ家名承繼人ニシテ明治二十七年法律第二十號施行ノ際其ノ沒收セラレタル當時ノ祿高ニ對スル全部ノ給與ヲ受ケサル者若ハ相當額ノ給與ニ不足アル者ハ明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法並明治三十二年法律第八十四號家祿賞典祿處分法施行法ヲ準用シ祿高整理ノ爲發行スル公債證書ヲ以テ之ヲ給與ス

第二條　前條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ

第三條　前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ指令ヲ受取リタル日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スル事ヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○山脇玄君　政府委員の別に御説明はないのでありますか、衆議院送付でありますから……

○假議長（侯爵德川賴倫君）　政府委員は説明を致されませぬ。

○山脇玄君　それでは此法案に關係ある當局大臣、大臣御出席でありませねば他の政府委員でも宜しうございますが、一二質問いたしたうございます。

○假議長（侯爵德川賴倫君）　御質問になりまして宜しうございます、

○山脇玄君　申すまでもありませぬ、明治維新廢藩置縣と云ふ我國には世界無比の革新がありまして、續いて家祿奉還、社寺の上地、國有民有の土地森林の處分がありまして、隨分其當時維新の當時でありましたから、其處分の中には錯誤等のものが多々あつたであらうと思はれます、又斯る不當の處分がありましたからとて、今日からそれを責める又必要もないと存じまするが、其後政府當局に於きましても是等の處分の中で錯誤の甚しいものがありますれば箇々別々の處分として復舊をしてありました、又一面國民も段々其當時不當の處分を受けた者に同情いたしまして、或は社寺の上地處分、土地の官民有の處分に付て、之を復舊する所の法律案が出たのであります、是は至極適當のことであらうと存じまするで今回の此法律案も矢張り右同樣の趣旨で出來たものと考へまするが、政府當局に於きましてはどう云ふ御考であるか、此法律文に依つてまだ復舊處分に漏れて居るものを回復するとか云ふ御考であるや否やと云ふ點と、今一つは此復舊處分を致しまする、付ては一千萬圓の公債を準備してあるさうでございます、今日まで復舊した其金額は私共の承つて居りまする所では三百萬圓以内位であらうと云ふ事でありますが、如何ほど是まで給與したか、其金額を承りたい、それから同時秩祿處分……官祿處分に付きましては士族の階級には至極寬大である、それ以下の卒族の處分に付きましては隨分苛酷の處分も致してあるやうであります、で今回此法律案で回復いたさうと云ふのも恐らくは多數卒族の分が多からうと考へる、況や今日諸物價騰貴の場合で最も困難を感じて居る所のものが、此法律案に依つて恩澤を蒙ることになるであらうと思ひまするが今日まで當局に於て復舊をした所の總人數の中で士族がどれ程願出てどれ程復舊したと云ふことで、卒族がどれ程願出で、どれ程復舊してやつたかと云ふことが分つて居れば、其數も承りたいのであります、此二點をどうか御説明を願ひたいのであります。

〔國務大臣男爵高橋是淸君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君）　御答を致します、唯今の日程第二十六、第二十七、衆議院提出の此法律案に對しまして、政府に於きましては家祿賞典祿に對する最終の救濟と致すと云ふ意味に於きまして同意を表して置きましたのであります、如何にも事實氣の毒と考へられる者が多々ありまする、年々之に對して建議案等が出ます、此度は之を以て最終の救濟と致す意味に於て政府は同意を致したのでありまする尙ほ詳細は委員會に於て說明を致させますが唯今御尋の金額に付きまして、又人員に付きまして、士族卒族の區別等は唯今調書を持つて居りませぬ、併し明治三十年法律第五十號に依る出願者は人員に於て二十九萬三千九百五十五名、件數は十一萬六千七百六十三件、其中採用いたしましたものが件數に於て百八、人員に於て三千九百六、之に交付しました公債金高は三十七萬四千二百九十一圓二十五錢五厘既に却下いたしましたものは件數に於て十一萬六千六百五十五、人員に於て二十九萬四十九名、左樣な次第でございます、而して其後訴訟になりまして、それが爲に政府からして其結果として支拂ひました金高は百七十萬六千三百六十二圓八十七錢六厘となつて居ります、是まで支拂ひましたる金高はさう云ふことでございます、左樣御承知を願ひます。

○假議長（侯爵德川賴倫君）　他に御質問がないやうに存じますので、特別委員の氏名を御報告を致しますが、日程第二十六、第二十七は同一委員に御付託をして御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川賴倫君）　御異議ないと認めます特別委員の氏名を御報告いたさせます。

〔長谷川書記官朗讀〕

家祿賞典祿處分に關する法律案外一件特別委員

子爵　池田　政時君　子爵　八條　隆正君
松室　致君　男爵　山川健次郎君
男爵　本田　親済君　男爵　赤松　範一君
若槻禮次郎君　磯部　四郎君

島　定治郎君

○假議長（侯爵德川賴倫君）　次の日程は決定次第彙報を以て御報告いたします、本日は是で散會。

午後二時散會

○大正八年二月十八日（火曜日）

午前十時五分開議

議事日程　第十一號

第一　川上親晴君、山田純精君、西川甚五郎君請暇の件

第二　開墾助成法案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第三　上越鐵道速成の請願　會議

第四　大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の請願　會議

○議長（公爵德川家達君）　是より諸般の報告を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

去る十四日第九部に於て請願委員今井五介君の補闕選擧を行ひしに其の結果子爵米倉昌達君當選せり

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案特別委員會

委員長　伯爵柳澤保惠君

副委員長　阪本釤之助君

同日請願委員副委員長より左の報告書を提出せり

請願委員會特別報告第二號

伯爵兒玉秀雄君

去る十五日伯爵議員補闕選擧に當選せらる

同日請願委員長より分科擔當委員を左の如く決定せる旨の報告書を提出せり

第一分科擔當　子爵米倉昌達君

昨十七日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

戰時利得税法中改正法律案特別委員會

委員長　伯爵寺島誠一郎君

副委員長　仁尾惟茂君

鐵道敷設法中改正法律案外一件特別委員會

委員長　伯爵柳原義光君

副委員長　男爵小澤武雄君

○議長（公爵德川家達君）　去る十五日本院議員に當選せられました兒玉伯爵の席次は津輕伯爵の次席と確定し、其部屬を第三部に定めました、是より本日の會議を開きます、日程第一、川上親晴君、山田純精君、西川甚五郎君請暇の件、川上君病氣に付二十三日間、山田君病氣に付二十一日間、西川君病氣に付十一日間の請暇でございます、何れも御異議がなければ許可致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第二、開墾助成法案政府提出、衆議院送付、第一讀會、本日も通牒文の朗讀は、御異議がなければ省略いたします。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

〔左の送付文及議案は朗讀を經さるも參照のため玆に載錄す〕

開墾助成法案

右政府提出案本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

（行間空なきものは衆議院の修正——は同削除の符號なり）

開墾助成法

第一條　土地ノ農業上ノ利用ヲ增進スル目的ヲ以テ左ニ揭クル事業ヲ行フ者ニ對シ主務大臣ハ豫算ノ範圍內ニ於テ助成金ヲ交付スルコトヲ得

一　開墾、湖海ノ埋立若ハ干拓又ハ開田

二　前號ニ揭クル事業ニ伴フ灌漑排水ニ關スル施設又ハ道路堤塘ノ新設若ハ變更

第二條　助成金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工事開始ノ年ヨリ工事終了後四年ニ至ル期間內ニ於テ之ヲ交付ス

前項助成金ノ年額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ爲其ノ交付ノ日迄ニ支出シタル總金額ノ百分ノ六以內トス

第三條　助成金ノ交付ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ最後ノ交付ノ年ノ翌年ヨリ起算シ二十年內ニ於テ其ノ受ケタル助成金ヲ返還スヘシ

第四條　助成金返還ノ義務アル者助成金交付ノ土地、事業又ハ事業ニ依リテ生シタル設備ヲ讓渡セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ國ニ讓渡スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條　助成金交付ノ土地、事業又ハ事業ニ依リテ生シタル設備ノ移轉アリタルトキハ移轉前ニ交付アリタル助成金ノ返還ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ承繼人前者ト連帶シテ其ノ返還ノ義務ヲ負フ但シ國カ承繼人タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六（三）條　主務大臣ハ助成金ノ交付ヲ受クル者又ハ助成金返還ノ義務アル者ニ對シ助成金交付ノ土地事業又ハ事業ニ依リテ生シタル設備ニ關シ報告ヲ命シ、當該官吏若ハ吏員ヲシテ書類會計物件若ハ工事ヲ檢査セシメ又ハ監督上必要ナル命令ヲ發シ若ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第七（四）條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ主務大臣ハ助成金ノ交付ヲ受クル者又ハ助成金返還ノ義務アル者ニ對シ助成金ノ交付ヲ停止シ若ハ廢止シ又ハ助成金ノ全部若ハ一部ノ即時返還（償）ヲ命スルコトヲ得

一　本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ

二　事業ノ全部又ハ一部ノ停止又ハ廢止アリタルトキ

三　助成金交付ノ土地又ハ事業ニ依リテ生シタル設備ヲ農業上ニ利用セサルニ至リタルトキ

四　助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

五　詐欺ノ手段ヲ以テ助成金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第八（五）條　私人ノ助成金返還（償）ニ付テハ國税滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國税ニ次クモノトス

第九（六）條　主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ北海道ニ之ヲ施行セス

〔政府委員犬塚勝太郎君演壇に登る〕

○政府委員（犬塚勝太郎君）　本日は農商務大臣が病氣缺席でございますするから、私より此開墾助成法案の提出の理由を申上げます、御承知の如く我邦に於きましては、耕地に利用されて居りまする土地の面積と云ふものが、比較的に少ないのでございます、それ故に農政の一般から攻究を致しましても、又國民食糧の需給上の關係上から考へましても、農業利用に供せられまする土地の區域を擴張いたしまするとの必要は、今更申上げまするまでもないことゝ存じて居ります、政府に於きましても此必要に鑑みまして、大正七年度より土地利用の調査計畫に著手を致しまして、耕地に利用すべき見込ある土地に付きまして其區域の調査、設計等の調査を進めつゝあるのでございます、此調査の進行に伴ひまして、開墾事業を獎勵いたします所の必要を深く認めて居りまする次第でございます、然るに御承知あらせられます通り、開墾事業は開墾著手の初年に當りましては、收益が極く乏しいのでございまするからして、其土地の成熟いたしまする迄は、何等か補助の方法を講じなければ、開墾の促進と云ふことは期し難いのでございます、それ故に此開墾助成法を提出いたしまして、此法の規定の通り、相當年限の間適當なる補助を開墾者に與へまして、開墾の事業を獎勵するの途を立てたいと云ふ考が、即ち此開墾助成法を提出いたしました理由でございます、政府に於きましては、此開墾の助成法其他の施設と伴ひまして、一面に於きましては農家經濟の改進を圖り、又他面に於きましては國民食糧の自給上の關係を圓滑に致し且つ豐富ならしめる事の希望を有して居る次第でございます、何卒御審議の上法案に御協賛あらむことを希望いたします、尙ほ一言附けて申上げまするのは、此開墾助成法の審議に當りまして、衆議院に於ては助成法の精神を認めますると共に、助成の方法に付て聊か修正を加へましたのでございます、即ち助成法は原案に於ては補助いたした金額を或時の間、後年に亘りまして、之を還付いたさせまする趣意でございますが、衆議院に於ては、開墾助成の効力を尙ほ一層大ならしめ、尙一層有効ならしめむが爲に此返還の義務を免じまして、助成金は交付いたしたゞけに致すことに修正を加へられました、政府に於ても今後助成の効力を大ならしめる所の趣意を

諒しまして、此修正に同意を致して居ります次第でございまするから、此の邊も御諒承を願ひたう存じます。

○山脇玄君　政府委員に御尋ねを致したうございます、過日來農商務大臣の御答辯に依りますると、唯今の米の不足を調節するには唯今出ました所の開墾のことゝ、それから外米輸入と云ふことにまあ重きを置いて居られるやうでございます、我國の此人口は御承知の通り五千八百萬餘であつて、內地の一年度の産額が五千四百萬石餘、此唯今の人口の消費する高と、內地の産米と、朝鮮、臺灣、柴棍、蘭貢、其他の外米の輸入とをまあ今日まで實際の狀況に依つて積算いたしますると、六千三百萬石位になるやうです、我國の人口の消費高はどうかと云ふと、六千六百萬石ほどに略々なるのでございまするが、差當り今日の所では三百萬石ほど不足をするやうな計算にざつとなるやうでございますが、其不足を補ふ爲に此開墾助成法案と云ふものが用を爲す御見込であると考へるのでありますが、此開墾助成法案に依つて段々此米の量が增して行くと云ふ事はなか〳〵一朝一夕に期する事は出來ないだらうと考へて居りますが、當局の御見込に依りますると、此法律案を實行して何年經つと云ふとどれ程增す、何年ほどでどれ程增す、何年でどれ程增すと云ふ豫定の御計算があらうと存じますが、其豫定の御計算を一應伺ひたうございます。

〔政府委員犬塚勝太郎君演壇に登る〕

○政府委員(犬塚勝太郎君)　唯今の御尋ねに御答を申上げます今御尋ねの點に當りまする詳しい調べを茲に持參いたして居りまするが、各年に亙りまして數字を申上げなければならぬのでございまして、甚だ煩しうございますから、大體の結果だけを申上げることに致します、勿論此開墾助成法に依り擴張いたしました所の耕地より生産を致しまする米麥は今直ちに穀物の不足を補ふの用に足ると申すのではないのでございます、是は幾年かに亙りまして、經年の計畫を立て、併して其計畫は或る意味に於きまして、食物の我國に於きまする食料の自給の策を立てなければならぬのでございますが、此耕地擴張計畫即ち此開墾助成法に依りまする耕地擴張計畫に於ては先づ將來三十年に亙りまして食物の自給と云ふことを計畫いたして居りますのでございます、而して此開墾助成法に依りまして、助成いたしまする所の耕地面積は、如何程の計畫を立てゝ居りまするかと申せば、政府に於ては先づ大體將來十五箇年ばかりに亙りまして二十五萬町歩の土地を助成開墾せしめると云ふ目論見を以て居るのでございます、其二十五萬町歩より生産いたしまする所の米麥は細かしい內譯は省いて、大體だけを申上げますが、凡そ前に申上げた三十年間に亙りまして米が三千二百六十二萬石、麥が千四百六十八萬石と云ふ大體の計算になつて居りますのでございます、勿論是は大體の計算でございまするからして、正確なるものと申上げる譯には參りませぬが、大體の目論見は左樣になつて居りますのでございます、而して此食料の自給上の不足を大體に付て人口の增加に依りまする所の不足及內地及朝鮮、臺灣とを連ねまして見ました所の現在の不足とを合せまして、其不足が大凡そ米が三千二百三十八萬石、麥が千四百三十一萬石となる大體の計算になつて居りまするからして、此不足に對しまして、前申上げました所の將來に亙りまして、二十五萬町歩より生産いたしまする所の米麥の石數を以て先づ略々自給の關係を充たすことが出來ます見込を以て、此開墾助成法案を提出いたした次第であります、其他に尙ほ詳しく申上げましたならば、尙ほ能く御了解になるかも存じませぬが、數字に亙りまして甚だ複雜でございまするから、或は書面にいたして申上げまするか、又は委員會に於て詳しく統計に付て申上げるやうに致したう存じます

○山脇玄君　ちよつと大體のことでありますが、ちよつと伺ひたいのであります、當局の御考では今日の所、今日の人口は大正七年の末の人口として、今日の所では米の實際不足はどれ程の御見込になつて居るのでありますか、我々共の計算に依りますと、色々な內地の産額、或は外國の輸入などを見積りまして先づ三百萬石程今日の所で不足して居る見込で居るのでありますが、當局の御見込はどう云ふ御見込になつて居るのでありませうか、それから唯今の御說明に依りますると、何年度位からどれ程米が增して行くと云ふことの御計算を御持ちになるならば伺ひたいのでございますが、三十年後とは如何にも長い話でありますが、もう少し早くどれ程に增して來るのであるか、私共の今日心配いたしますのは、目下の不足をどうかして補ひたいと云ふ所にあるのでございますから、此助成法案に依りますると云ふと、何年からどれ程づつ米の量が增して來ると云ふことになると云ふことを伺ひたい、三十年後になると云ふのは餘りに應急策としては、手緩いやうに考へます、此點を伺ひたいのであります。

○政府委員(犬塚勝太郎君)　御答申上げまするが、唯今御說明いたしましたのは、勿論應急策と云ふのではないのでございます、三十年に亙りまして開墾助成の計畫に依りました結果に付て、需給の關係を申上げましたのでございますが、此耕地擴張に依りまして、年々どれだけづつの增收を得るかと云ふ點に相成りますと、此耕地の擴張が第一年には何程、第二年には何程、第三年には何程と云ふ開墾いたしまする所の廣狹に付て豫定を立てまして、其豫定に付て年々或增收を得ますことの計畫を立てなければならぬのでござりまするが、其計畫は略々政府の方に於て取調べてありまするのですが、併し是は一々此處に讀上げますることは甚だ煩雜でございますから、是は表を以ちまして委員會に於て御覽に入れますることに致したうございます、即ち年々開拓される耕地の面積に依つて、年々産出いたしまする穀物の高に相違がありまする、而して前にも申上げました通り此耕地擴張の計畫は先づ十五箇年を以て一期と致して居りますのでございますから、此十五箇年の各年に割當てまして、年々生産物の增加いたして參ります高を略々豫定いたして居りますのでございます、それから年々どの位食糧が不足であるか、其高に付ての御尋でございますが、是は各年の狀況に依りまして、事實に付て申しますると年々餘程相違がありまするのでござります、其年の收穫にも依るし又一面に於て其年の消費高にも依りまして、年々歳歳違ひますのでございます、從つて平均に付て申しますると、是も平均に入れまする年の相違に依りまして、平均に於ても相違を生じて參るのでございます、政府に於きまして、此開墾助成法案を取調べます上に參考と致しました計數に依りますれば、是も前申上げました通り或る年間の唯平均に過ぎませぬが、從つて其平均に入れました年を變へますれば、其平均數に於きましても相違いたします譯でございますが、政府の此處に取調べましたのは、最近の最も消費の多い狀態を呈しました此戰時中の年所を除きましたのでございます、是は或意味に於きましては變態と認めて居りまするが、此年を除きまして其以前の數年の平均をば調査いたしましたのでございまするが、其調査いたしました數字に依りますると、先づ現在の不足は概數で申しますると年々二百萬石位の數字を得て居ります、勿論是は現在の不足でございまして、それに對して尙ほ年々增加いたします所の人口に對する不足と云ふものを一面に見なければならぬのであります、其人口に對しましては如何樣なる基礎を以て政府の方では見て居りまするかと申上げますると御承知の通り日本の人口の增加は大體一分四厘位の割合を以て增加いたしつつあるのでございますので、其一分四厘位の割合を以て增加しつつありまする所の人口、大概是は七八十萬の程度でございまするが、之に對しまして……是も平均上から見ました算數でございますが、平均上の一年に、人口一人が消費いたしまする所の石數をかけまして、增加人口に對しまする所の不足額を計算いたす方法を採つて居りまするが、是が先づ一人に付きまして、一年一石二升、是が米でございます、其他麥を加へまして一石四斗位と大體見積りを立てまして、それを增加いたしまする所の人口に比例して年々の不足額と云ふものを計算いたして居ります、斯樣な計算法の上に基きました數字に依りまして年々の不足を見、又一面に於きましては前申上げました通り年々開墾されまする所の土地より生じまする生産高を對比いたしまして、先づ三十年後に變方略々平均を致しますると云ふ計算を、取調べました次第でございます。

○男爵小澤武雄君　私もちつと御尋したいのですが此法案に依つて助成せらるべき開墾地の總段別が凡そ二十五萬町歩だと云ふ話であるが、其二十五萬町歩は凡その所で、例へて申せば臺灣にどれだけ、朝鮮にどれだけと云ふやうな區別の數を承りたい、細かいことは要りませぬが、私は此所で承つて置きたいと云ふのは、此法案に依つて三十年後には相當な穀物を得らるると云ふことでございますが、それが北海道と云ふものはどうなるかと云ふこと……其計算の中でどう計算されて居るのでありますか、北海道は目下專ら拓殖中でありまするので、其三十年後の計算には北海道を如何に見て居るかと云ふことを承りたいのでございまするが、臺灣なり、朝鮮なり若くば北海道なりが其中に在るか無いか知りませぬ

が、在れば是だけの段別と云ふものを大略承れば、其殘つたものが內地一般になる譯でございますから、それだけの御答が出來るでございませうか、其點を伺ひたいのでございます。

〔政府委員犬塚勝太郎君演壇に登る〕

○政府委員（犬塚勝太郎君）　先きに數字を申上げましてございますが、此數字即ち國民食糧の需給と云ふ關係に付きましては、是は內地、北海道、朝鮮、臺灣等總體に統一いたしまして、需給の關係を取調べましたのでございます、即ち前申上げました所の數字の中には朝鮮、臺灣、北海道等も含んで居りますことと御承知下さいまして宜しうございます、唯此處で一言申上げて置きまするのは、此法案は法の明文にもございます通り、北海道には之を適用いたしませぬのでございます、北海道には御承知あらせられまする如く、別に拓殖の計畫がございます、北海道は此拓殖の計畫に讓りまして、本法即ち開墾助成法は專ら內地に之を適用いたします趣意でございます、從つて此開墾助成法の適用に依りまして得まする所の耕地の擴張、及是より生じまする所の生產物の年々の增加等は北海道は採りませぬ、又朝鮮臺灣等も算入いたしませぬ、內地だけに於きまして是が計算を立てました次第であります。

○男爵石黑忠悳君　質問いたしたうございますが、是の開墾と云ふことに對しましての人と云ふものはどう云ふ計算になつて居りますか、此法案が立ちまして開墾を致しまするには願出になつて補助を受けると云ふことになつて居りませうが、其人と云ふもの、開墾する人の力と云ふものはどう云ふ御計算になつて居りませうか。

○政府委員（犬塚勝太郎君）　人即ち農業の勞力と云ふことに付きましても、相當な考慮を加へましたのであります、從つて一時に多くの面積を開墾いたしまする云ふことは、或は勞力の關係から致しまして不可能とも考へます、且つ前にも申上げました通り、此開墾助成の方法は大正七年度より著手いたして居ります所の土地利用の計畫調査、是と略々步調を一に致して實行いたしたい趣意でございまして、即ち土地利用調査の計畫中には開墾すべき土地及開墾の計畫、即ち其計畫中に在る土地を開きますに付ては、農業勞力の少ない場所は如何にして其場所に之を齎らし來るかと云ふやうな點までも、詳しく調査を致しましたのでございます、即ち是等の調査と相連ねまして、開墾助成法の實行を致したい趣意でありますから、唯今御尋の勞力の點に付きましては政府の調査いたしました計畫中には十分に農業勞力の點を考慮いたして居りまする次第でございます。

○男爵石黑忠悳君　其御調査になつて居りまするならば、御調査になつたと云ふことを、どう云ふ風にして爲さると云ふことを伺ひませぬと、唯々政府では勞力のことを調査して居ると云ふ御一言では安心出來ませぬ、且つ又此開墾を盛んにすると云ふことに相成りますると、今まで日本人の外へ出て居りまする勞力者即ち移民やなどの關係も餘程ございませうと思ひます、それで北海道へ行つて開墾するにも、自國の中でございます卒地を開墾をするにも、其目的とする所は利如何にあらうと思ひます、それで幾ら開墾させやうと仰つしやいましても、布哇は儲がある若くは滿洲へ行つても儲があると云ふことでは御計畫が、立派な法案が立ちましても開墾する人間が無いと云ふことになりは致しませぬか、其邊甚だ心配を致して居ります、右に對しましては、どう云ふ御計畫がありますか、伺つて置きたい。

○政府委員（犬塚勝太郎君）　御答いたします、此勞力の關係に付きましては、一々各條に付きまして詳しく申上げることは、私より致し兼ねますのであります、併ながら御承知の通り此農業勞力の過不足と云ふものは、地方に依りまして餘程相違がありますので、是は申上げるまでもございませぬ、此度時局の關係に依りまして、工業が勃興いたしまして、其勃興いたしましたる、工業等に酷く農家の勞力を吸收されましたやうな土地もございます、是等も其工業の狀況と其附近に在りまする所の、是に近隣いたして居ります所の農家の土地經濟等の關係に依りまして、場所々々に依つて餘程の相違がありまするやうな狀態でございまして、此農家經濟の比較的富裕ならざる所、言葉を換へて申上げますれば、此農家が相當に有して居りまする所の土地の面積、即ち自作若くは小作を致して居りまする所の面積が、此農家の經濟を相當ならしむるに適應して居らぬと云ふやうな場所に於きましては、自然此工業等に吸收せらるる所の、農業勞働者の數も多いのでございますから、是は此農業勞働の實際に付て考へますると、餘程土地の配給と云ふ點までも考へ及ぼさなければならぬのでございまして、此點に付きましては、十分なる攻究を盡さうと致しますには、どうしても農家の經濟調査と云ふ根本までにも亙つて、十分な研究も致さなければならぬと考へますのでございます、然るに御承知の通り我國に於きましては、農家の經濟調査と云ふ大事業を完全に結了致して居りませぬのでございます、或は農會等に委託いたしまして政府の方よりも此調査を試みましたものもございまするし又試みました結果多少現はれて居りまするが、併し是はまだ〳〵完全とは言へませぬ、將來に亙りまして如何にも致しまして相當の時期に農家の經濟調査と云ふものは、根本的にしなければ農業經濟上の全般の問題を解決することは出來ぬだらうと云ふ杞憂を當局に於ては懷いて居りますのでございます、又農家の農業經濟の調査が完全に出來ませぬければ、今御尋の事柄に對しまして十分なる御答を致しますことは、私は難いだらうと存じて居ります、併ながら其完全なる調査が無いと致しますれば、其地區地區に付きまして、其地方々々に付きまして、凡そ勞働配給の狀態を實地上より達觀を致すと云ふ外、私は無いやうに考へて居ります、即ち是等の達觀は前申しました所の各地に付きまして、土地利用計畫を調査いたしまする際に相當の考慮を加へて置きまするで、其取調は場所々々に依つて異つて居ることと考へます、隨つて唯今何所の場所に於ては斯く、何所の場所に於ては斯くと云ふことを私より此席で御答いたしまするこが出來兼ねまするが、是は政府の方に於きまする調査の出來まする限り、土地利用計畫に於きまして、調査を致して居るのでありますから、其の邊の事情を十分御諒承を願ひたうございます。

○江木翼君　私は簡單に此第一條の衆議院の修正のことに付て伺ひたいのであります、第一條に對して衆議院に於きまして「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ數字を削除して修正した、先程政府委員の御說明に依りますると、恰も三條以下の修正に對して御同意になつたかの如く了承されまして、第一條に對しては果して御同意であつたかどうか、少し明確を缺いて居つたやうに了承したのであります、政府に於ては第一條の修正に對しても同意になつて居るのであるか否や、若し同意になつて居るとしまするならば政府が御同意になりました趣旨は何所に在る、衆議院に於て修正されました趣旨を速記錄等に依りまして委員長の報告に付て見まするに、其意義が甚だ明瞭を缺いて居るやうに了承をしたのでありますが、政府の御考は……御同意になつたとしまするならば政府の御考は那邊に在りまするか、其點を伺ひます

○政府委員（犬塚勝太郎君）　江木君の唯今の御質問に御答を致しますでございますが、是は唯今も御述になりました通り、衆議院で此修正を加へましたのは法制上の意味よりも、寧ろ成る希望を含んで居つたことに承知を致して居ります、それは勿論此法律を施行いたしまする上に付きまして、豫算の伸縮は出來ないのでございますから、豫算に順應いたしまするが、此開墾助成法適用の土地の廣さに付きまして其施行を圖りますることは、是は當然でございまして、衆議院に於きまして希望が出たのでありますが、此政府に於きましては、初め五十町步以上の集團地に此助成法を適用しやうと云ふやうな考でございましたが、衆議院に於きましては此助成法の精神を完からしめ、且つ小農中農と云ふ階級に付て恩澤に浴せしむるには、まだ町步を少くして貰ひたいと云ふやうな希望がございました、即ち其希望に間接に照應致しました所の修正でございまして、元々此豫算は前申上げました如き計畫を以て政府の方では取調べてありまするのでございまするからして、或は衆議院の希望の如く致しましたならば、此豫算が將來に於て增加するかも知れない、唯今直ちに增加いたしますかどうかは、是は未定の問題でございますが將來に於きましては或は增加するかも知れない、然るに此「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ言葉か此處に在りまするど、法制上に於ては一向差支ないことでありまするけれども、併なから其衆議院の間接なる希望を現はす上に於きましては、寧ろなき方が適當である、法律上に於きましてはありましても亦ありませぬでも、嚴正なる法律の解釋の上に於ては相違はないことであるけれども、今申しました所の衆議院の希望から申しまするど、寧ろ此字句を削除いたした方が宜しいと云ふ考へから對しまして、此削除を試みましたことは衆議院の委員長の報告に依つて御承知の通りのことと存じます、それで此修正の事に付きましてです、實は此農商務省所管の政府委員の私よりも大藏省所管の政府委員の方で委員會に於て說明交涉に當りましたのでありますが、大體私共

の解釋いたしまする所に於きましては、既に政府に於きまして衆議院の希望を容れ初め五十町歩と云ふ標準を立てまする積りで居りましたのを、五十町歩位の程度まで考慮を致さうと云ふことに同意を致して居りましたのでございますから、其同意を致しました結果は或は將來に於きまして、開墾助成出願の狀況上相當なる豫算を尙ほ要求いたしまして、此開墾助成事務に關係いたしまする所の職員の數でございまするとか、又開墾助成金額等の增加をしなければならぬ場合が生ずるだらうと思つて居ります、此將來の豫算の上から考へて見ますると、衆議院の希望いたしましたやうに、其結果は他日現在提出いたして居ります所の豫算を增加する場合もありませうかと考へるのでございますが、實際上の結果から申しましたならば、衆議院の削除いたしました通り「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ文字を取りまするも、敢て實際に於て差支ないと云ふ考を、私共は持つて居りまする次第でございます。

○江木翼君　唯今の御說明に依りまする と、政府の提案をなすつた趣旨も、衆議院で修正いたしました趣旨も、此「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ文字があらうがあるまいが何等法律上の效果に於て差異がない、從つて即ち明瞭ではありませぬでございましたが、衆議院の修正には何等支障はないと、斯う云ふやうに了承されましたが、實例から申しますると「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ文字がある場合とない場合と云ふものは非常なる效果が違ふやうに、從來の例に於てはあるやうに認めます、例へば遠洋航路補助法の法律の文字の如く明かに憲法六十七條に據る所の法律上政府の義務に屬する歲出たらしむる意味を以て法律が出來て居るやうに私は解して居るのであります「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ文字を衆議院に於て修正されました意味も、果して斯の如き結果になるものではないかと私は思ふのでございますが、其點け政府は如何に御考になりますか、其點は政府を代表し、殊に豫算に關係ある事項でありますから、大藏大臣より御說明のあることが然るべきかのやうに思ふ。

○政府委員（犬塚勝太郎君）　一應私より申上げて置きます、唯今遠洋航路補助法の御引例がございましたが、是は私もこれまで取扱ひまして承知を致して居ります、あれは矢張り何でございます、相當の豫算を立てましても亦一面に於きましては、豫算外國庫の負擔となるべき契約を結ぶ件と云ふ、豫算の提案を致しました後に補助いたしまするこ とになつて居りまするからして、此「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ言葉が遠洋航路補助の如き法文がございませぬでも、實際上は矢張り豫算に據ることになつて居るのでございます、此邊は私が取扱ひました實例から致しまして、一應御答を申上げて置きます、左樣な譯でございまするからして、之を取扱ひまする當局者に於きまして、此豫算と連なる法律の執行を致します點は「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ言葉が强ひてございませぬでも私共に於ては差支ないと信じて居ります次第でございます、從つて前申上げました通り、間接の希望を含めましたる所の衆議院の修正も實際上、さまで不都合はないやうに存じて居ります。

〔國務大臣男爵高橋是淸君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君）　一言江木君の御質問に對して御答いたします、衆議院の委員會に於きましても是は唯今御質問の如く國家の義務となると云ふ性質の其意味に於て「豫算ノ範圍內」と云ふ文字を削ると云ふことになりますれば、政府は同意は出來ないのであります、併し委員長の報告にもありました通り、其意味でなく削除せられたのであります殊に是は法律に於て補助することを得と云ふので決して豫算外國庫の負擔となる義務の支出は認めて居らぬのでありますから、左樣御承知を願ひます。

○男爵石黑忠悳君　本案はどうか十五名の委員付託に相成りたい……

○小野田元凞君　贊成。

○淺田德則君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　本案特別委員の數を十五名とすると云ふ石黑男爵の動議に同意の諸君の起立を請ひます。

〔起立者　多數〕

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます、特別委員の氏名を書記官をして朗讀致させます。

〔岡書記官朗讀〕

開墾助成法案特別委員

伯爵廣澤　金次郎君　　子爵西大路　吉光君
和田　彥次郎君　　男爵武井　守正君
岡田　良平君　　男爵北大路　實信君
男爵黑川　幹太郎君　　男爵長　松篤棐君
男爵辻　太郎君　　男爵島津　健之助君
伊澤　多喜男君　　永田　秀次郎君
田中　源太郎君　　中村　圓一郎君
高橋　隆一君

○議長（公爵德川家達君）　日程第三、上越鐵道速成の請願、會議。

〔左の意見書案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

意見書案

上越鐵道速成の件

群馬縣群馬郡澁川町長羽鳥年太郎呈出

右の請願は上越鐵道の敷設は沿線地方の開發を促し軍事上交通上の利便を增すこと尠からす而して群馬縣下澁川町は縣の中央に位し附近には溫泉避暑地等多く富源擧けて數ふへからす加之高崎に至るの間は人家稠密地勢平夷にして工事に容易なるを以て其の區間を第一期線とし之を速成せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

○議長（公爵德川家達君）　請願委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第四、大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の請願、會議。

意見書案

大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の件

秋田縣由利郡本莊町後備役陸軍步兵大尉高橋淸七外二十九名呈出（二通）

和歌山縣和歌山市小松原通五丁目平民豫備役陸軍工兵少尉戶臺龜助外三十名呈出

愛知縣名古屋市南區熱田旗屋町士族後備役陸軍憲兵大尉小山嘉久男外二十八名呈出

東京府北豐島郡日暮里町平民無職業新井正中外四名呈出

鹿兒島縣薩摩郡宮之城村陸軍步兵大尉鹿野米吉外三十名呈出

右の請願は大正六年法律第六號を以て軍人恩給法を改正して恩給を受くるの事由か明治四十四年三月以前に生したると同年四月以後に生したるとに依り支給額を異にするの不公平を除去せられたるも尙扶助料は大正九年分より退職恩給又は免除恩給は同十一年分より初めて增加せられたる金額を給せらるゝは物價暴騰せる今日に於て受領權利者の甚苦痛とする所なるを以て大正八年一月より十二月迄の分より增加せられたる金額を支給せらるるやう同法附則第五項及第六項を改正せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

○議長（公爵德川家達君）　是も請願委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、次の議事日程は本院彙報を以て御通知に及びます。本日は是にて散會。

午前十時五十四分散會

○大正八年二月二十二日（土曜日）

午前十時九分開議

議事日程　第十二號

第一　**公爵毛利元昭君、伯爵松平直之君、平井晴二郎君、德富猪一郎君、相馬哲平君請暇の件**

第二　**大正七年度各特別會計歲入歲出豫算追加案**（特第一號）**審査期限を定むるの件**

第三　**大正七年勅令第三百七十三號**（承諾を求むる件）（衆議院送付）　**會議**

第四　**穀類收用令**（承諾を求むる件）（衆議院送付）

會議

第五　**第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案**（政府提出、衆議院送付）　**第一讀會の續**（委員長報告）

第六　**作業會計法中改正法律案**（政府提出、衆議院送付）　**第一讀會の續**（委員長報告）

第七 海軍工廠資金會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) **第一讀會の續**(委員長報告)

第八 國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) **第一讀會の續**(委員長報告)

第九 裁判所の設立に關する法律案(政府提出、衆議院送付) **第一讀會の續**(委員長報告)

第十 大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出、衆議院送付) **第一讀會の續**(委員長報告)

第十一 不動産登記法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) **第一讀會の續**(委員長報告)

第十二 朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付) **第一讀會の續**(委員長報告)

○假議長(侯爵德川頼倫君) 諸般の報告を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

去る十八日本院に於て採擇すへきものと議決したる上越鐵道速成の請願外一件の請願は各意見書を付し即日之を政府に送付せり

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

作業會計法中改正法律案外一件特別委員會
委員長 伯爵川村鐵太郎君
副委員長 子爵稻垣太祥君

帝國大學特別會計法中改正法律案外二件特別委員會
委員長 侯爵德川圀順君
副委員長 子爵野村益三君

裁判所の設立に關する法律案外二件特別委員會
委員長 伯爵堀田正恒君
副委員長 加太邦憲君

北海道舊土人保護法中改正法律案特別委員會
委員長 侯爵德川義親君
副委員長 伯爵清棲家教君

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案特別委員會
委員長 伯爵津輕英麿君
副委員長 小野田元凞君

家祿賞典祿處分に關する法律案外一件特別委員會
委員長 子爵八條隆正君
副委員長 磯部四郎君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり
朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案可決報告書

同日第二部に於て豫算委員西川甚五郎君の補闕選擧を行ひしに其結果男爵太秦供康君當選せり

同日豫算委員長より分科擔當委員を左の如く決定せる旨の報告書を提出せり
第二分科擔當 男爵太秦供康君

去る十九日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

事業公債金特別會計法案外四件特別委員會
委員長 伯爵松平頼壽君
副委員長 男爵阪谷芳郎君

國債整理基金特別會計法中改正法律案特別委員會
委員長 伯爵林博太郎君
副委員長 中島永元君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり
國債整理基金特別會計法中改正法律案可決報告書
第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案可決報告書

一昨二十日衆議院より左の政府提出案を受領せり
大正七年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)
大正七年勅令第三百七十三號(承諾を求むる件)
穀類收用令(承諾を求むる件)
大麥、小麥及小麥粉の輸入税減免に關する法律案

同日衆議院より左の法律案を提出せり
大正七年法律第三十七號中改正法律案

同日衆議院より本院の送付に係る左の政府提出案は本院の議決に同意し奏上せる旨の通牒を受領せり
輸出羽二重精練業法中改正法律案

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

開墾助成法案特別委員會
委員長 伯爵廣澤金次郎君
副委員長 子爵西大路吉光君

同日委員長より左の報告書を提出せり
作業會計法中改正法律案可決報告書
海軍工廠資金會計法中改正法律案可決報告書
裁判所の設立に關する法律案可決報告書
大正二年法律第九號中改正法律案可決報告書
不動産登記法中改正法律案可決報告書
請願文書表第五回報告書

同日内閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられたる旨の通牒を受領せり
政府委員
拓殖局次長 立花俊吉君

同日議長は本月十四日の議決に基き侯爵德川頼倫君を假議長に選定せり

昨二十一日請願委員長より左の報告書を提出せり
請願委員會特別報告第三號

○假議長(侯爵德川頼倫君) 是より會議を開きます去る十九日平井晴二郎君より、公務の爲め鐵道敷設法中改正法律案外一件特別委員を辭任されたき旨申出がありました、許可いたして御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長(侯爵德川頼倫君) 御異議がないと認めます、其補闕として子爵新庄直知君を指名いたします

○假議長(侯爵德川頼倫君) 議事日程第一、公爵毛利元昭君病氣に付き三十三日間、伯爵松平直之君病氣に付き二十七日間、平井晴二郎君公務の爲め會期中、德富猪一郎君病氣に付十一日間、相馬哲平君病氣に付き十三日間請暇の件は許可して御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長(侯爵德川頼倫君) 御異議がないと認めます。

○假議長(侯爵德川頼倫君) 日程第二、大正七年度各特別會計歳入歳出豫算追加案、特第一號、審査期限を定むるの件、本日は通牒文の朗讀は省略いたして御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長(侯爵德川頼倫君) 御異議がないと認めます。

〔左の送付文は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に傚ふ〕

(特第一號)大正七年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月二十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 大正七年度各特別會計歳入歳出豫算追加案、特第一號に付きまして説明を致します、本追加豫算は大藏省所管造幣局以下各特別會計に關するものでございまして造幣局以下各作業上、特別會計にありましては何れも主として事業の增進に因ります經費の增加、及物價騰貴に因ります材料費、職工給等の不足に基く歳出の追加を要します、且官吏以下臨時手當に不足を生ずるに因りましての必要、其他朝鮮總督府以下の各特別會計にありましても、亦大體に於て時局の影響に因りまして豫算に不足を告げたのでございまして、其他二三急を要する事項も亦ございます、何れも大正七年度内に於て避くべからざる經費と認めまして、特に至急を要するものでございますが故に御審議の上速に御協賛あらんことを望みます。

○淺田德則君 唯今日程に上ぼりましたる所の大正七年度各特別會計歳入歳出豫算追加案、特第一號、此審査期限は日限を定めませずして、審査結了次第報告すると云ふことに定められむことを望みます。

○子爵前田利定君 贊成いたします。

○男爵武井守正君 贊成。

○谷森眞男君 贊成。

○男爵石黒忠悳君 贊成。

○假議長(侯爵德川頼倫君) 淺田君の動議に御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長(侯爵德川頼倫君) 御異議がないと認めます。

○假議長(侯爵德川頼倫君) 日程第三、大正七年勅令第三百七十三號、承諾を求むる件、衆議院送付、會議。

大正七年勅令第三百七十三號

右本院に於て承諾すへきものと議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月二十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

〔左の議案は朗讀を經さるも參照のために茲に載錄す以下之に倣ふ〕

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ米及籾ノ輸入稅ノ低減又ハ免除ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名　御璽

大正七年十月三十日

內閣總理大臣兼司法大臣　原　敬
海軍大臣　加藤友三郎
外務大臣　子爵內田康哉
大藏大臣　男爵高橋是清
陸軍大臣　田中義一
農商務大臣　山本達雄
內務大臣　床次竹二郎
文部大臣　中橋德五郎
遞信大臣　野田卯太郎

勅令第三百七十三號

政府ハ當分ノ內勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ米及籾ノ輸入稅ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君)　大正七年勅令第三百七十三號は、昨年夏季以來米價著しく騰貴いたしまして、國民生活上不安を感ぜしむるに至りましたが故に、其調節の必要上外米の輸入稅を撤廢いたしまして、容易く輸入せしめるが爲め、憲法第八條第一項に依りまして此緊急勅令は公布せられたのでございます、而して尙ほ本令の效力を存續せしむるの必要がございまするで、依て憲法第八條第二項の規定に從つて、帝國議會の承諾を求むる爲め茲に之を提出したのでございます、何卒御協贊を仰ぎます。

○假議長(侯爵德川賴倫君)　日程第四、穀類收用令承諾を求むるの件、衆議院送付、會議。

穀類收用令

右本院に於て承諾すへきものと議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月二十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

朕穀類ノ需給ヲ調節シテ穀價ノ暴騰ニ因ル國民生活ノ困苦ヲ救濟スルノ緊急ナルヲ認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ穀類收用令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

大正七年八月十六日

內閣總理大臣　伯爵寺內正毅
外務大臣　男爵後藤新平
海軍大臣　加藤友三郎
陸軍大臣　大島健一
司法大臣　法學博士松室致
文部大臣　岡田良平
遞信大臣　男爵田健治郎
農商務大臣　仲小路廉
大藏大臣　勝田主計
內務大臣　法學博士水野錬太郎

勅令第三百二十四號

穀類收用令

第一條　農商務大臣ハ國民ノ生活上緊要ナル場合ニ於テハ補償金額ヲ定メ米雜穀ヲ收用シ又ハ其ノ指定シタル者ヲシテ之ヲ收用セシムルコトヲ得

第二條　前條ノ規定ニ依リ收用シ又ハ收用セシメタル米雜穀ハ農商務大臣價格ヲ定メ之ヲ賣却シ又ハ賣却セシムルコトヲ得農商務大臣ノ買入レ又ハ買入レシメタルモノニ付亦同シ

第三條　第一條ノ補償金額ニ對シ不服アル者ハ收用ノ日ヨリ三月內ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ出訴ハ米雜穀ノ收用ヲ停止セス

第四條　第一條ノ規定ニ依ル收用ヲ拒ミタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條　第二條ノ規定ニ違反シ農商務大臣ノ定メタル價格ヲ超エテ米雜穀ヲ賣却シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ價格ヲ超エタル部分ノ金額ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ之ヲ追徵ス

第六條　本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ農商務大臣之ヲ定ム

本令中農商務大臣ノ職權ニ屬スル事項ハ地方長官ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君)　此穀物收用令は、昨大正七年八月十六日緊急勅令として發布されましたのでございます、當時に於きましては例の米穀に付きましての各地に不祥事件が起りまして、其後に於きまして甚だ此米の分配・配給に於て色々障碍が起りまして、緊急勅令に依つて已むを得ず強制して、米の收用を圖らなければならぬと云ふが如き必要が生じましたので、遂に緊急勅令に訴へることに相成りました次第でございます、然るのに其後に至りまして矢張り米價は騰貴して居りまして、兎角不安の念に驅られて居る次第でございます、是は全く此歐洲戰亂に於て、大變動が商工業の間に起りまして、さう云ふことから未だに此難が治まらぬ次第と考へまするが故に、尙ほ當分此存續を致して置きたいと云ふ精神でございます、どうか御審議の上御協議あらんことを願ひます。

○男爵石黑忠悳君　本員はちよつと御尋いたしまするが、此穀類收用令は前內閣に於て發布せられたるものでございまして、本員などの考へる所に依りますると、餘り效能が無かつたかのやうに思ひまするが、現內閣に於ても是は確か此案でございましたか正宗のやうなもので偉い切れるものであるけれども中々濫りに拔くことの出來ないやうな案だと云ふやうな御說明を伺つたやうでございますが、本員などは是は經驗に依りまするると、餘り效能の無いもの丶やうに思ひまするが、之を御存續になると云ふのはどう云ふ譯であるか、且又此席に伺つて置きますが御存續になると、農商務大臣は價格を定めるとございますが、此價格を定めるのにはどう云ふ手續で御定めになるのでございますか、其御說明を承つて見たいと考へます。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君)　此穀類收用令は昨年に於て發布されまして、政府に於きましても其時に用ひむと致しましたのでございまするが、遂に九月の何時までには或は價格を三十三圓で買ふ、何月よりは三十圓で買ふと云ふ如きことは發布されましたが、遂に其當時に於きましても之を實行するに至らずして止んだのでございます、併ながら其當時のことを今日より推量して見ますと、如何にも不祥事件の後とでありまして、米に於ては色々なる氣遣ひが起りまして、東京大阪の如き人口の稠密なる處に於きまして、どうも兎角米が這入り兼ねるやうなことで、非常なる不安を生じたのでございます、自然に捨て置きますと、云ふと一方には米がありながら一方には米が不足すると云ふ如き狀態が起りまして、頗る危惧の念を生じて居つたる時であります、そこでありまする故に、時の政府に於ては、どうも政府に於て強制的途を以て、東京、大阪の如き此人口稠密な處に於て、米を入れると云ふことの必要を考へたのでございます、そこで其當時に於て緊急勅令を發しまして用ひむとしましたが、何しろ強制のことでありまして、よく〳〵なことでなければ用ひ得ない事柄でございまするからして、政府は發布はされましたが、成べく之に依らない途を其當時に於ても執つたのでございます、既に三十三圓若くは三十圓で收用すると云ふことには相成りましたが、矢張りそれに依らずして一方では自然の市價に依つて米を集めると云ふ途を執りまして、各府縣に人を派しまして其時の矢張り時價に依り米を買入れると云ふことにしまして、それで遂に此收用令を使はずして濟んだのでございます、洵に其間に於きましては、事情間髮を容れない間に遂に之に依らずして濟んだのでございます、之に依りませすして濟んだと云ふことは、洵に是は悅ばしきこと丶存じて居ります、さう云ふやうなことで、遂に之に依らむとして依らずに濟んだのでございます、さて現政府に於きまして何故に之を存續するか、斯う云ふことになりまするど今申す如く價を定めてさうして國民の所有權を強制的に取つた、收用すると云ふ事柄でございまする故に、出來得るだけは之に依りたくないと云ふ精神でございます、精神でございますが、今日の狀態は如何である、如何にも此歐洲戰亂以來、我國に於ては非常なる內外に於て商工業の發達を來して、正貨に於ても曾て無い十五億以上も取る、貿易に於ては三十億を超過すると云ふ如き狀態で、到る處に於て非常なる大景氣を有つて居る、大景氣を有つて居りましたが、如何にもそれに反對して、一方では非常に諸物價が騰貴しまして、殊に此米の如きは非常なる

騰貴をしまして、遂に騷動を惹起すと云ふ如きことに至つたのでございます、其後に於きまして政府に於ては色々此米の配劑……供給の上に付ては直接間接に苦心をして居りまする、居りまするが御承知の如く、今日猶ほ安定を見るに至らずして居るやうの次第でございます、無論政府としては此の如きことに據らずして、自然の需給に依つて安定を來すと云ふことに於ての目的に於て、今日それぞれ施行しつつある次第であります、ありまするが何しろ尙ほ未だ價格が四十圓、玄米に於ても、以上を致して居ると云ふことでありまする故に、又此戰後に於ての經濟狀態が如何にして落付くかと云ふことは何人も豫測し難いやうなる狀態であります、狀態でありまする故に、斯の如き利器は用ゆべからざることであるが、又其狀態に因ては已むを得ず絕對的力に依つて米の供給を圖らなければならぬと云ふことが起きぬとも又斷言することの出來ない、狀態でありまするそれ故に先づ此米價が安定を來し、米價のみならず雜穀に付ても安定を來しまするまでは、此利器は何所までも政府に於て持つて居りたいと云ふ精神でございます、併其價格に於きましては、是はもと廉く米を入れると云ふことよりも、寧ろ米の分配、配劑に不平均が起つて來るやうな時に於て、それを一方に餘りあるものを以て、一方の不足を補ふと云ふことの精神に於て爲す業でございまして必しも價格の高いものを廉く無理にして取ると云ふ精神ではないのでございます、唯分配宜しきを得ない時に於て强制しても、是は一縣に於てのものは、甲の縣のものを乙の縣に移し、或は地方に在るものを都に移すと云ふことに於て、主もに用ゆるのでありまするが故に、價格に於ては時の自然の價に於て、成るべく無理に行かない程度に於て價を定めまして、而して其一方の餘りありとするものを以て、一方の不足を補ふことを收用令に依りてやりたいと云ふ考でございます、けれども前申しました通りに、斯の如きことはよく〳〵のことでなければ用ゆべからざることでありまするが故に、矢張り是はありましても、十分なる利器であるだけ又是は鄭重に政府は扱つて容易に之に依らないと云ふ精神を以て存して置きたいと云ふ考でございます。

〔男爵石黑忠悳君發言の許可を求む〕

〔矢口長右衞門君發言の許可を求む〕

○假議長(侯爵德川賴倫君) 石黑男爵。

〔矢口長右衞門君「議長々々」と呼ぶ〕

○假議長(侯爵德川賴倫君) 石黑男爵に發言を許しました。

○男爵石黑忠悳君 さうしますと價格を御定めになりますが、全く農商務省だけで御定になりますもので、何か經濟調査會とか何とか、其他の機關に御諮詢になると云ふことはございませぬものでありませうか。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君) 其邊に付きましては別に農商務省に於て必ず定める、或は脇に諮詢すると云ふことまでは極つて考へて居りませぬ、併し斯の如きことは、如何にも其時に於て非常なる恐慌が起きまして、容易ならぬ時機でなければ是は使ふべきものでございませぬ、時があれば成るたけ斯う云ふのは公平にやりたい精神でございます故に、或は其委員を設けるとか、又は商業會議所の如き團體に就て諮詢すると云ふやうなことは、成るべくやりたいと思つて居りますが、唯其ものが如何にも急であると云ふものになりますれば、是は已むを得ず內閣に於て、其時に於て適當なりと信ずるものを以て定める外には仕方があるまいかと思ひます。

○矢口長右衞門君 唯今農商務大臣の御說明を伺ひましたが、本員等の初め考へまするに、現政府は自然の調節と云ふものを以て主義として居る、さう云ふ標榜に於て吾々は同感を表して居る、而して收用令なるものが今日出まするに付きましては、聊か不思議の感を起した位である、併ながら大體の御說明に依つて要領を得ましたから、今問はむとする所は極く簡單で他の事實でございます、此前收用令は猶ほ正宗の刀の如しと言はれましたが、此正宗の刀は必要であるから、是は唯備へて置かなければならぬと云ふ、さう云ふ單純に申せば御趣意でございますか、其御趣意を一言だけ御答を願ひます。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君) 御答を致します、御質問の如く是は如何にも人民の所有に屬すべき其物を、政府の法律に依つて强制的收用を致す如き容易ならぬ事柄でございます、それ故に政府に於きましてもよく〳〵なることでなければ是は用ひないと云ふ精神でございまして、無論米に付きましては自然……自然と申しまして行きますが、現政府に於きましても米を廉くすると云ふことに於きまして、如何なる法を採つたならば宜しいかと云ふ上に付て、今日の方法が最善であると云ふことを信じてやつて居るのでございまして、其間に付きましても或は金融上爲替の上に付き、船腹の上に付きましても、又は此關稅を撤廢すると云ふことに於きましても、政府に於て効力のあると云ふ途に付ては、總ての方法を執つて居るのでございます、唯無理なことを餘りすると却つて、宜しくあるまいと云ふ精神に於て居るので唯自然に放任して居ると云ふ精神ではないのであります、而して此收用令に於きましても、よく〳〵なることが起きなければ用ひない、然らば絕對にかと申しますと、どうも戰後に於て如何に經濟社會が成り至るか、米價の調節を如何にするかと云ふことて豫め斷言することは甚だ困難でありまする故に、どうか斯の如き利器は矢張り安定を來すまでは備へて而してそれは幸ひ銘刀として鞘に納めて、拔かずに濟むならば實に幸でありまするから、どうかさうしたいものであると云ふ精神であります。

○橋本辰二郎君 政府に於きまして、此收用令の承諾を求めやうとする眞の意思は、政府の豫期せらるるが如く、米の供給を潤澤にして、而して價格を平準に引下げると云ふことは、或は御自身に於て不安であると云ふ御考を有つて居らつしやるのではなからうか、若しも先般來より總理大臣の屢々聲明せられたる如く、政府に於て十分なる確信があり、國民は政府を信賴して可なりと云ふだけの、十分なる所の實際に於ける確信がある、成案がありましたならば、斯の如き案の繼續を求むると云ふ如きは、或は自己の意思に反しはしないかと云ふ疑ひを懷くのでありますが、政府に於きましては果して此案を後日へ適用する所の時期があるかも知れぬと云ふ意思を懷かれると云ふものは、所謂穀物の供給が、或は非常なる缺乏を來しはしないかと云ふ疑ひを懷かせるではなからうかと云ふ疑ひを本員は懷くのでありますが、此點に於きまする農商務大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君) 政府に於きましては無論斯の如き法律に依つて米を收用するやうなることは成べく是はいかないと云ふことは信じて居ります、又其見込を以て此食糧品に對しましては、それ〴〵施設を致して居ることであります、ありまするが、先刻申しまする通りに、經濟社會は不安の狀態に在るのでございます、故に是は何人でも絕對に斯く相成ると云ふことを斷言することは、餘程是は難いことと思ひまする、故に斯の如き不自然なる經濟狀態に在る時に於ては、成たけ萬一の事があれば斯くすると云ふ利器を有つて居ると云ふことは、却て反對に國民の全體に對して安心を與へることであらう、若し斯の如くなつたらどうするかと云ふ時に於て、それに對する利器の無いと云ふことは、是は甚だ困つたものでありまする、故に折角……昨年八月に於て斯の如き騷擾が起つて、其騷擾の結果として、米が有りながら甲の物は乙に行かない、乙の物は丙に行かない、甚しきに至つては縣々の間に於て、我縣より米を出すことを自然に防ぐと云ふ如き徵候までも起したのであります、又同じ縣の中でも一郡に於て他郡に出ることを見ると、脇の者が抑へる所までも、自然の勢ひと云ふものが進んだのであります、さう云ふ時でありますと云ふと、政府の力に依つて甲の縣より乙の縣に移し、乙の縣より之を又丙の縣に移すと云ふ如きことは、政府の力に依つて强制的にやるより外仕方がないことになるので、そこで斯の如き不祥なる事は萬々してはならない、又無いことを何所までも務めるのでございますが、幸に此のか今日事後承諾を求めることになつて、昨年緊急勅令を發した以上は正宗の刀は利器として保存して置くならば、國民に於てまさかの時に斯の如くだと云つて、安定を來すべきことにこそなれ、是が爲に不安を來すと云ふことは萬々無からうと信ずるのであります。

○男爵阪谷芳郎君 農商務大臣に御尋しますが、農商務大臣は、米價が安定するまでは此方法を保存したいと云ふ屢々御言明でございました、其の米價の安定と云ふのは、凡そ幾らの値段を以て農商務省は米價の安定したものと御認めになるか、農商務大臣の所謂安定したる米價は、何程の所を凡そ豫定になつて居るかと云ふことを承りたい、又此法案は永久に保存したいと云ふやうな御意思も伺はれる、米價が安定すれば廢しても宜いと云ふやうにも伺はれますが政府は相當の時期に廢止案の御提出になる御考なのでございますか、又は是は永久法として何時ま

でも立て丶置かうと云ふ御考なのでありますか、其邊の所を明に御示を願ひたい、それから今一つは橋本君の御尋に類した事でありますが、過日豫算委員會に於て、總理大臣又大藏大臣より數字を御示になつて、今年外國米を續々輸入しつゝあつて、米が不足すると云ふことは萬々ないと云ふ安心を、吾々に御與へになつたのでありまするか、農商務大臣の唯今の御辯明で見ると聊か牴觸いたして居るやうに考へますが、農商務大臣は總理大臣若くは大藏大臣が、豫算委員會に於て言明せられたることを御取消しになると云ふ御趣旨なのでありますか、其邊の所を伺つて置きたい。

「國務大臣山本達雄君演壇に登る」

○國務大臣(山本達雄君) 第一の此法令を永久にやるや、或は又或時期に於て廢止するかと云ふことに對しては、無論是は或時機のことでございます、或時期と申しまするど、是も漠として居る次第でございますが、唯今此關税撤廢に對して、大藏大臣より事後承諾を求めましたことに於きましても、昨年十一月より今年十月三十一日までの間に於て關税の撤廢をすると云ふのでございます、其時に至りましたならば、今年の米の收穫も略々定つて安定を來して來るやうな時期が來るであらう、さうすれば此時期に於いて是も廢すると云ふのでやつて居るのでございまして、又今此の不安定に在る人心が兎角不安定である、然らば何時にするかと云ふことに於きましても屢々申述べまする如く、此歐洲の大戰に付き、經濟社會に、非常なる激變を來して居るのでございますからして、此のものに付いてもさう久しくどこまでも不安定に在ると云ふことは、ないであらうと思ひます、殊に米穀の如きものは其の時の收穫如何に依つて大に安定を來すことが來るので、先ず此の十月端境に新米の出ると云ふ前後に至つて來ましたならば、安定を來して人心が自然に緩和するであらうと云ふことの見込を有つて居るのでございます、それから米の價を、如何なるものに依つて來れば安定を來すかと云ふことの御質問でございまするが、是は先日石黒男爵よりも、高い安いと云ふが米の價はどこを以て土臺とするかと云ふ御質問があつたのでございます、此米の價の如きものは、時に依つて經濟上の消長如何に依つて常に變化をするものであると信じて居ります、既に大正四年に於て、大隈內閣の時に、米が一石十二圓三圓と云ふのでありまして、其時に於て米が餘り安くて不景氣で農家が甚だ困る、故に米を買つて此價格を上げる、然らば幾ら程上げたならば宜しいのかと云ふ問題が起つたのでありまして、其時に於て皆齊しく、先づ米は十五六圓から十八圓位なものならば、農家に於て生產費を償ひ、又相當な利益があつて、それならば農家に於て大に安定を來して行くであらうと云ふことが、一體に於て先づ相當であらうとして居つたる價格と承知して居りまする、今日、然らば其十五六圓から八圓位なる米がどこに在ると云ふと、其當時とは違ひまして、諸物價が非常なる騰貴でありまして、總ての生產費が非常に高くなつて、生計費に付ても御承知の如く非常なる增加を來して居る次第でありますさう云ふ場合でありまする故に、今日同じ農家が米の生產を致しますのに付きましても、大正四年に於ては十五六圓以上八圓もあれば充分であると稱へたものが、今日は迚もそんな事では無論いけないのでありまして、或る所に於ては米の生產費が既に二十五圓も掛かると、或る所に於ては三十圓以上も掛ると、是は申す迄もありませず經濟社會の其消長に依りまして、此所は耕やしても先づ利益になる、此所は利益にならぬ、と云ふことの、自然に境が起ることは申す迄もないのでございます、數年前には十五六圓で宜かつたものが、今日は三十圓以上でなければいかぬと云ふ如きことになつて居ります、そこでありまする故に、先づ世の中で言つて居ります、又日本銀行の指數などの調べに依り、色々考へました所で、先づ三十圓から三十五六圓位の所ならば安定を來すであらうと云ふのが、一般の評と信じて居ります、併し私は、然らば是が三十五圓に相成るなら宜しい、或は三十圓にならなければいかぬと云ふて此價を以て政府が先づ是ならば宜からうとして行くよりも、それよりも品物の供給の潤澤を圖り、而してさうなつて來たならば、自然に人心が是ならば宜いと云ふ安定が、自然の上に來る時があるだらう、又來る價があるだらう然らば其時に於て自然安定になる、今日米があるから安心しなさいと云うても、又何と云つても、世の中が安定を來さなければ仕方がないのであります、或は今日と雖も、米が自然に安くなつて居るならば、物資の供給は、或は今日と雖もひどく不足を感ぜずして調節を計り得ることがないとも限らぬと私は斷言し得る位でございまして是はどうも自然に人心の赴く所、又安定を來すと云ふことに付いて、其時又其價と云ふものが起るであらうと思ひます、それから第三の總理大臣及大藏大臣に於ては、確かに是は安定を來す、又米は十分にある、安心なさいと……然るのに私は斯く言ふと言はれましたが、其點に至りましては、總理大臣と雖も、大藏大臣と雖も、私と何にも違つたことは無いと思ふ、私に於きましても、今日此米價に於て、供給を爲す上に付いて、安定を來すやうに、又安心をするやうにと云ふことに付ては、何處までも努めて居ります、又それを信じて必ず安定を來すだけにすると云ふの確信を持つて居るのであります、確信は持つて居るが、然らば政府の者が確信をして居るならば、國民は安心して、それならば政府が安心するならば安心して居るかと云ふと、さうは行かない、今日は米は確かである、確かである故にさう米を高くせずとも宜からう、安心してやりなさいとは言つても、矢張り今日米は十分無い、米が有るとか無いとか云ふ事は、端境期の六月七月八月とか云ふ後に至つて起る、今日は米も十分に有る、穀物も澤山あるのでありますが、幾ら安心して宜しい、安心しやうと思つても、矢張り米は高い、安定しないならば出來るだけの事を努めなければならぬ、幾ら政府が信じて居りましても、今申す如きことは是は起らないと云ふことを斷言することは、何人と雖も不可能である、若しそれがいくと云ふならば、私は甚だ不謹愼な事であらうと思ふ、どこまでも安定を與ふるだけの確信を以てやります、併ながら萬々一と云ふ事が無いと云ふことは、是は人事の定まらぬ上は期する譯には行かぬから、萬々一の時には、之を治める途を以てやらなければならぬ、と云ふのが此收用令を付議する譯でありまず其確信を以てやりますと云ふことは、總理大臣も、大藏大臣も、私も、何等違つたことはありませぬ、唯萬一と云ふことに至つては、是も三人共に何にも其間に違つたことはないのでございます、以上御答いたします。

○假議長(侯爵德川賴倫君) 別に御質問がないやうに存じますが……

○男爵高木兼寬君 本員は質問がございます。

○假議長(侯爵德川賴倫君) 高木男爵。

○男爵高木兼寬君 私が質問いたしたいことの第一は、當局に於きましては、米穀は一箇年幾何を要すると云ふ御見込を御立てになつて居ることでございませうか、而して其使用高に付ては、國民一人に付いて日々幾らを要する、之を積算して一箇年幾千萬石の米穀を要すると云ふ御見込が、必ず立つて居りませうと思ふのであります、單り米穀のみを以て國民は生活いたして居りませぬ、之に次ぐものは麥であらうと思ひます、此麥も亦幾許を要すると云ふ御見込になつて居りませうか、又米と麥の使用高の割合、之に付ては如何なる御計算になつて居るものでありませうか、と云ふことを伺ひたいのであります斯くして米穀が是だけの入用であると申すに付ては我國土は之を平穩無事に產出するの見込は今日立つて居りませうか、平年にあつては見込は立つけれども、不作の年があれば不足を生ずると云ふことが自然起る譯でありますから、是までの經驗に依りまして、凡そ不作の年には此位の出來高が減少すると云ふことの御見込が付いて居ることであらうと思ひます、果して是が分るやうでございますれば、年々不足の高も豫め何かの據所があつて御定めになることが出來るものであらうと思ふのであります、今日世間では本年度に於ては必ず米穀は不足を生ずると云ふことを、屢々聞くことであります、幾許か出來る見込が或は出來たので、或は本年度に於ては斯樣なる割合にて不足を生ずると云ふ御見込が立つて居ることであらうと思ふのであります、尙ほ伺ひたいことは當局に於ては米穀のみを以て國民の食糧としても、國民の保健上差支ないと云ふ御見込になつて御居でのものでありませうか、又米穀のみでは缺る所あるが故に、麥其他の雜穀をも要すると云ふことがございますならば、此割合はどんなものでございませう、之を伺ひたいのでございます、本員は今日まで切實に感ずる點は、國民が米穀を特に重んじて食用にすることが、日に月に盛になりまして參つたことは、事實であると思ふのであります、是は同時に國民の健康狀態は漸次下落を致して、死亡率の如きは甚だ多くなりました、其多くなつた原因を尋ねて見れば、或る種類の病氣が盛に流行いたすと云ふことになつたのであります、故に食糧は國民の健康上に至大の關係を有つて居ると云ふことを承知したる上に、食物を國民に供給する方法を御立てにならなければならぬものであらうと思ふのであります、先

づ唯今まで御答申上げたことに付て御答辯を煩はしたいのであります、尙ほ御尋申したいことがございますから、御答辯を得ました後に更に質問することを御許しあらむことを希望いたして置きます。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君)　御答を致しますが、此米の內地の消費高に付きましては、其時の經濟狀態の極く健全な盛んなる時に於きましては、消費高がひどく殖えて來ます、又不景氣で沈滯して居る時に於きましては、米の消費高がそれと同時に減ずるやうでありまして、茲に於きましての調査は甚だ困難でございまして、統計を揭げて斯く相成りますとして申上げることは餘程困難に考へるのでございます、併し先づ大體に於きまして、麥の一人前消費する高は四斗餘り、又米に付ては昨年の如き景氣の宜しい時に於ては一人當り一石六升と云ふ當りになつて居る、併し其前に付ては一石四升位になることで濟んだので、そこで非常に其不定を來たすので、茲に數字に依つて大體を申上げますと、大正二年、或は元年と云ふ時の如きに於ては、米の收穫が五千萬餘でございます、大正三年、四年と非常に米が暴落を來たしまして、米の價格をどうかして引上げなければならぬと苦しみましたる時に於きましての收穫は五千七百萬、五千五百萬と云ふことになつて居ります大正五年と六年には今度は五千八百萬、五千四百萬大正六年には五千四百六十九萬と云ふことになつて居ります、昨年は五千四百六十九萬石になつて居る平年よりも矢張り五箇年平均をしましたよりも八十萬石餘多く出來て居ります、而して斯の如く米の產出に於て違ひが起るのでございまするが、それで起りまして色々此外國から米が輸入される、又日本から出て行くものもあるし、色々合計を致しまして、大正三年の消費高は此內に出來た米と外國より這入つて來たものと合しまして、而して此幾らを消費して來たかと云ふことを色々要つたものを差引きまして殘りを以て消費高として見ますると、大正三年に於ては五千百四十一萬石、大正四年には五千九百萬石、大正五年には五千八百三十萬、大正六年には六千百三十萬、大正七年には昨年米が不足して大變困ると云ふ時に六千二百九十萬、一番餘計消費高が殖えて居ります、斯う云ふことで、僅か五年の間に於て非常なる差が起る、さう云ふものでありますから、どうも此一人前の消費高が幾らと云ふやうなことは甚だ決め惡い、先刻申上げる如く昨年の如き一石六升、其前に付ては一石四升位を以て當にして居つたのが、既に二升餘りも此一人に付て違ふのでございまして、此點に付ては甚だはつきりしたことが出ませぬが、今年即ち七年に於ては日本の米の高が五千四百七十萬石餘でございます、其所に朝鮮に於きまして、昨年中二百萬石日本に這入つて居ります、又臺灣からも百萬石近く這入つて居りますが、昨年は朝鮮に於きましては甚だ豐作でありまして、總督府の調に依りますると云ふと、約百六十萬石は餘計なものが出來た、それ故に今年に於ては三百萬前後日本に米を移入されることは敢て難くあるまいと云ふやうなることであります、其所に臺灣に於きましても、昨年と餘り大差のないものが內地に這入るだらうと思ひます、さう云ふことでありまして、又外國に於ては昨年の十一月、十二月、一月と三箇月に於きまして、約外國米の日本に這入つて居りますものが百七十萬石程這入つて居ります、其他今日段々約束を爲したものもありまする故に、彼是政府が成るべく輸入に於て直接間接に努めて行くやうなることをして、いろ〳〵考へましたならば、相當なる米は這入り得ることかと確信して居ります、そこで高に付て幾らかと申しますと、先づ六千萬乃至六千二百萬あたりのものを內外に於て集めて、此位なものがあるならば、米の不足を來すやうなることはあるまいかと思ふのでございます、さて麥と米と云ふものゝ割合は初めに申すやうになつて居りますが、此の事に付て細かく割合などに付て御質問がありましたが、是は統計に依ることでございまする故に、相成るべくならば委員會に於きまして政府委員より詳しく御說明を申上げたいと思ひます。

○男爵高木兼寬君　本員は五部の委員會の分科會に出席することは出來ませぬ故に、甚だ其所で御說明があるのでは遺憾に思ふのでございます、尙ほ續いてそれに到らぬ所で伺つて置きたい、昨年は六千二百萬石を使用したと斯う云ふ……斯の如くでございますれば、是まで出來たる米の高に對しては、少なくも三百萬石は米が年々不足を生ずると云ふことが明かに見えるやうであります、若し五千五百萬石しか出來なければ、七百萬石は不足であると云ふことが事實になる譯であります、果して斯の如きものでありますれば、年々七百萬石、五百萬石の不足は免かれぬと云ふことにならざるを得ぬと思ひます、將來に於きましては、年々それだけづゝ外國に仰ぐより外に仕方がないと云ふ見込が立つ譯であります、然るに人口は年々六十萬以上づゝ增加して參るのであります、年々歲々米穀の不足高は增加いたして參る譯であります、甚だ是は不安に堪えない問題であると思ふのであります、唯今御說明の通り經濟の如何に依りまして米を多く使用する者があり、又不景氣の折には米穀の使用高か減少すると云ふことあるは、國民が食糧なるものゝ爲に、健康上如何なる關係を持つものであるかと云ふことを心得ない結果であらうと思はれます、固より食糧の如き保健の爲に用ゐるものでありまするから、經濟の如何に依つて其使用法を異にすべきものではないのであります、依つて之を國民に教へる必要があらうと思ふ、何か國民が米穀の如きを主として食用せざるやうに圖り一方に於て食用すべき物を成るべく多く使用するやうに、國民を教へると云ふことの必要が當局に在りはせぬかと思ふ、唯々當局に於きましては幾ら消費するから、幾らあれば宜いと云ふ意見を以て御取扱になるのでは、到底食物の自給と云ふことが出來る見込はないと本員は信じて居ります、唯今申したる通り年々數百萬石の不足が明かに見える譯でありますから、之を他に補ふ方法を見出すと云ふことが、當局に於きましては必要な問題でありはしないかと思ふのであります、何等此邊に意を用ひずして、唯唯石高のみに注意して居るやうなことでは、食物の經濟と云ふことは成立つものでなからうかと思ひます、本員の信ずる所に依りますれば、米の使用高を奬勵する程、國民の衞生に危險なることはないと信じます、從つて麥其他の穀類を多く產出いたし、之を多く食せしむるやうに致せば、我國に於きましては食物の不足を告げるやうなことなくして、經過することが出來るものであらうと云ふことを信じて居る、其意思なくして唯々國民の心のまに〳〵據る所なく差出するのでは、國民の健康を保つに適當なる割合を以て、米其他の食料品を得ると云ふ事は、出來ない事柄であらうと信じて居ります、現在昨年になりまして六千二百萬石を費すと云ふが如きは、米の過食が國民の健康、即ち吾人の健康を害すると云ふことを心得ない所から、斯の如く多量なものを食用することになつたに相違ないのであります、米の過食が有害なることは、明治十八年頃より致しまして、唱道されて居る事柄であります、それであるのに今日に至るも尙ほ國民が宜いとして食すれば、唯唯是に對して供給することのみを心配すると云ふことは、宜しきを得たる方針でなからうと本員は考へるのである、故に今日の場合と致しまして、吾人の健康を保護するに最も適當なる食糧は、斯樣なものであるに依つて、米の如きは努めて控へるやうにし之に代ふるに他の食品を當てゝ以て國家の食物自給の途が立つやうに、當局者は御盡力下さらなければならぬことゝ信じて居ります、其邊に付ての御意見がございませうと思ひますから、どうぞ御腹藏なく御漏し下さることを希望致します。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君)　御尤なる御質問のやうに伺ひます、政府に於きましても單り此米ばかりに沒頭いたして居りまする譯でもないのでございまして既に平生に於てゞもございますが、殊に昨年の秋時分から農商務技師などを各府縣に派しまして、成るたけ此米、麥の植付を殖やすやう、又其後に於きましても、馬鈴薯の如きものは副食物として最も宜しい又衞生に於ても宜しい、故に斯の如きものも、成るたけ盛んになつて、さうして一方では米の節約を圖り、一方では衞生に付て立派なものである云々と云ふことで、其方に於いても出來るだけ之れを殖やすことを努めて居る次第でございます、それから米に於きまして……又麥に於きましては、今の通り增殖することに努めて居ります、又一方では陸軍の如きに於きましては、是れまで馬糧として常に大麥を用ひて居りました、此の高も年々六十萬石餘を費すと云ふやうなことでありましたが、是れも相談いたしまして、成るたけ高粱を馬食に用ひまして、大麥の節約を圖ることに努めて居るやうなことでございます、米に於きましては又既に豫算に上ぼつて居りまする開墾助成法に依つて、成るたけ開墾をして、さうして米及雜穀の收穫を殖やすことに努めて居つて、是れも本院の御賛成を仰いで、既に實行しやうと云ふことに致して居る次第でございます、それから米の不足に付て、又雜穀の不足に付ても今の如きことを努めて居ります、又朝鮮の方に於きましても總督府に於て、それ〴〵此方に於ては努めて居り

まするが今日は其收穫に於て千二百萬や三百萬と云ふ如き所を消費して居りまするが、是より大いに注意をして肥料を使ひ、色々したならば、數年の後に於ては餘程見るべき收穫があるであらうと云ふことでございます、北海道に於きましても、十七年計畫に於て努めて居るのでございます、斯う云ふ事と相俟つて米の增殖も起こり、又麥、馬鈴薯其他の副食物に於ても之を衞生上から、又は食糧の上から十分に奬勵をして參りましたならば、見るべき効果が現はれ得るであらうと思ふのであります、それからちよつと終りに申上げて置きますが、昨年六千二百萬石消費があつた故に、非常なる差であると云ふことでございますか、成程今日の所五千四百七十萬、そこに六千二百萬もあつたと云へば、非常なる差が起るのでございますが、此間に於ては朝鮮より昨年は二百萬石、臺灣より百萬石もあつたのでございます今年は朝鮮に於ても二百萬も來得ると云ふのでございますから、此臺灣、朝鮮を合しまして、約四百萬石程參り得るのでございまする故に、是は內地の產額と殆ど同じ如きものに見ても餘り過當のことではないと思ひます、さうすると云ふと、尙ほ外國より供給を仰ぐに付ては、減額して參る次第でございます、是はちよつと御答をして置きます。

○男爵高木兼寬君　尙ほ伺ひます、開墾助成法等を以て、米其他の穀類の產出を增すことを努めて居ると云ふ御說明でございましたが、是に付て承りたい開墾を致さずとも少々手を加へれば麥などを澤山增し得る所がありはせぬかと思ふのであります、勿論數年前の調べでありますから、能くは分らぬのでありますけれども、水田にして二毛作の出來る所が尙ほ百萬町步程あると云ふことを承つて居るのでありまず、現に千葉縣下等を步いて見ますれば、實際麥作も出來るものに米作のみをして居る田面が少くないやうに、本員などは見受けて居るのでございます、現に同地方に於ける、或村などに於きましては水田二百八十町ある內で、維新前に於きましては百五十町しかなかつたのであります、百三十町步は畑地を水田にしたのであると云ふことであります、斯の如くして今日一毛作で居ります、他は措きました所が、既に百三十町も畑地を潰して水田にしたと云ふなどは、無論麥作も亦作ることが出來得るものに違ひないのであります、千葉縣には限りませぬが日本中步いて見ますれば、水田なり、又二毛作を爲し得べき所は甚だ少くないのであります、是等の二毛作に向つて十分御奬勵になりましたならば、假に百萬町步でありましても、一千萬石やそこらの麥、雜穀高を殖やすことは何等の困難なきことのやうに見えるのであります、此方面に向ひましては如何なる方法を御採りになつて居りますか、之を伺ひたいのであります、承る所に依れば、麥作は年々改良になりまして、產出高が大に增加することが出來るのであります、斯くして麥の產出高を增加いたしまして國民の食糧高も從つて殖えるやうに導きますれば、國民の體格も健全になることは少くないのでありまず、唯米の貴きことのみを知つて居る如き、之に對してさう云ふものでないと云ふことを知らする方法を、當局は御盡しになつて居らぬかの如くである、例へば昨年の八月に於きまして米穀の廉賣と云ふことが行はれましたが、それが爲に是まで純粹の米飯を食用したことの無い者共まで、純粹の米食でなければ滿足しないと云ふ氣風を生じて來ると云ふことは、是は事實であります、斯の如くして、愈々米穀の使用高が增加して參るのであります、昨年あたり著しく增したと申すことは、彼の廉賣など丶云ふことが著しく其助けを爲したものであらうかと本員は思ふのであります、洵に遺憾なる點でありまするから、どうか當局に於きましては造穀高、即ち諸雜穀の產出高を增すことに御盡力になると共に、國民が食糧の大切なることを知り、之を研究しまして、無益に使用し、健康を害すると同時に、國家の食糧に不足を生ずると云ふことなきやうに、政府當局の御盡力を希望する次第であります、此邊に付て政府の御考はございませぬか、伺ひます。

「國務大臣山本達雄君演壇に登る」

○國務大臣（山本達雄君）　御質問の如く、麥の必要なることは當局に於ても感じて居る次第でございまして、先刻申しまする如く此方に付ても出來るだけ今日も努め、尙ほ將來に於ても努める精神でございますが、今日の米の一體の段別から申しますと、二作になつて居りまするものが約四割で、一毛限りのものになつて居るものが六割まだあるのでございます、御承知の如く關西、九州地方に於きましては、大概の所は總て二作になつて居りますが、どうも此東北、北陸に至りますと云ふと、一作で置きまして兎角麥を用ひませぬと云ふ習慣があります、之をどうかして成るたけ二作にしたいと云ふことは努めて居るのでございます、唯如何にせむ、米が高い爲に算盤が矢張り水田の方に偏する、又嗜好の上に付て兎角其方に傾くやうなことがありまして、衞生に付てはどうも第二になる如き憂があるのでございます此點に付きましては尙ほ殊更ら注意いたしまして、成るたけ二作になることを一層努めることに注意をすることに致します。

○男爵阪谷芳郞君　段々先刻來の農商務大臣の御說明に依りまして靜に考へますと、此承諾を御求めになる理由が段々薄弱に聞えます、どうしても此勅令を保存せねばならぬ、是非保存する必要があると云ふことが段々本員の聽取る所に依れば薄弱に聞える例へば永久には要らぬ、近く是は廢止したいのである、又米價の安定は凡そ三十五圓位を以て現今米價の安定と認める、それから米の供給は總理大臣、大藏大臣の說明の如く、本年は十分と思ふと云ふやうな、本員は質問に對しての御答辯に依つて承つた、さうすれば此守刀と云ふことを屢々仰つしやるけれども、何の必要もないことのやうに考へるのでありまず、之を是非政府は承諾を御求めなされたいのでありますか、どうも其必要が……否決するなら否決しても宜いと云ふやうに聞えます、今少しく御意思のある所を明瞭に伺つて置きたい。

「國務大臣山本達雄君演壇に登る」

○國務大臣（山本達雄君）　政府に於きましては成るべく存續を欲する次第でございます、成る程此後に至りまして、成るたけ米の供給をなして、さうして從つて米の價も下がると云ふことは、どうしてもさうせなければならぬ、又さうすると云ふ確信を以てそれぐ施設して居ることでございます、ございますが、然らば今日それにして安心して米價が下つて居るや否やと申しますと云ふと、今日澤山に此米があると云ふ時期に於て尙ほ斯くの如き價格を持つて居ると云ふことであります、又前內閣に於きまして昨年の議會に於てそれぐ說明をしたことを以て判斷して見ましても、どうも米はある、あるが十分なる……不安定を來すに付いては色々暴利令に依り、又其外のものに依つて成るたけ之を下げむとして、又それを期して居つたのと確信して居りますが、遂に何人も測り得難い騷動が、八月の初めに於て起つたやうなことがあるので、どうも人事と云ふものは唯一片の筋道ばかりを以て之を判斷すると云ふことは、測り難いことがある爲に、萬一と云ふことの覺悟を持つて來ると云ふことは、是は斯くの如き重大なる事件に付ては必要なることゝ思ふのでありますからして、矢張り是は存續をして、さうして安定を來すまでは矢張り用ひて置きたい、斯う云ふ精神でございます、どうも然らば將來に付て米はどうするかと申して見ますと、今日の如き高いことが續くと云ふことは、さう何年も續くと云ふことは到底それは爲し得ないことゝ思ひます、先づ今年の端境を見ましたならば、斯くしたらば宜からうと云ふことに付て、十分なる判斷を爲す時期が來るであらうと信じて居ります、政府は矢張り折角斯くの如く作つたことで、さうして、時勢が今日の如く矢張り米の爲には不安定であります故に存續を欲する次第であります。

○伯爵大木遠吉君　當局に於かせられましては、此法令を用ひずと雖も確信が御有りになる、併ながら萬一の爲には此收用令を御用ひになる、此法令を用ひずと雖も確信があるが、萬々一の備への爲に之を用意して置くことを欲すると言はるゝ以上は、萬々一の際に方りまして、此收用令があれば昨年の如き不祥事件を釀す如き憂なしと云ふ御確信があるや否や、此點を御伺ひ致します。

「國務大臣山本達雄君演壇に登る」

○國務大臣（山本達雄君）　御答いたします、昨年は御承知の如き騷動がありまして、其騷動の爲に益々米價に懸隔と云ふものが生じて、各地に危惧の念を起して遂に法律の力に據る必要が起つたのでありまず、斯の如き不祥事は無論どこまでも無いとして豫防はして行かなければならぬ、又今の如き强制的法律を執行すると云ふことのないやうにと云ふことは出來得るだけ努めるのでございますが、どうも人事の上に付ては、どう云ふ出來事が斯の如き不安定なる時に於ては無いとも圖り難い、故に其用心の爲に置くと云ふ外ないのであります、是がある故に騷動が起こらない、是がある故に又米の分配に不平均のことがないと云ふ譯ではない、萬々一是を用ひなければならぬやうなる時機が到達すれば、是は已むを得ないことでありますから、其爲めの利器として保存して置きたいと云ふに外ならぬのであります。

○男爵高木兼寛君　もう一應伺ひます、當局に於きまして食糧供給をなさるに付ては、保健上の學理も併せ御考になつて、事を處して御出でになる譯でございませうか、或は食糧品を産出する事にのみ御熱中でございませうか、之を伺つて置きたいのである、國民衞生は國民が擧つて意を用ひなければならぬのであります、内務省の衞生局に於て之を世話するから、それに任して置いて、他の諸省に於きましては此問題は先づ此方へ委任し置いて、唯日常要する所のことを出來るだけ爲せば宜いと云ふやうな事柄になつて居やすまいかと思ふのであります、故に食糧は先程申した通り極めて緊要なる、保健上に關係を持つのでありますから、之を御世話下さる所に於ては衞生學理と云ふものを含んで居て、事を御執り下さるやうでなければならぬと思ふのであります、此點を伺ひたい、萬一今日まで衞生學上のことは考へずに、單に食糧を供給することにのみ努めて居ると云ふ御趣意でございますれば、將來は御改めになりまして、物を御造りになると同時に、國民をして斯樣なものであると云ふことを知らしめる方法を御執りにならむことを希望するのであります、戰後に於きまして英國を初め米國等に於きましても、國民の事業として戰後に最も大切なることは、保健問題だと云ふことになつて居るのであります、諄いことを御尋するやうでありますけれども、どうぞ農商務省は勿論其の他各省に於きまして、國民の健康を保護することに付て十分注意が屆くやうに至らむことを切望せざるを得ぬ次第である、分けて農商務省は食糧問題に御關係であります、是ほど國民の健康に至大の關係を持つものはございませぬから……

○假議長(侯爵德川賴倫君)　高木男爵に御尋いたしますが、御質問でございますか……

○男爵高木兼寛君　はい質問でございます、それ故に農商務省に於きましては、唯食物を造つて出しさへすれば宜いと云ふ御考でやつて御出でになるか、若しさうでありますれば何でありますが、御意見如何と云ふ事を伺ひたいのであります。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君)　今の御質問の如く政府に於きましては、衞生上に付きましては、多く内務省の方で主としてやる次第でございます、ございまするが、又農商務省が此食糧を供給し、又其增殖を奬勵する上に於きましては、此ものが人身の衞生上に於て最も宜しい、斯う云ふことは進める上の其途としても、必要なる條件でございまする、故に是れまで出まして馬鈴薯、或は大小豆、又麥の如きものを調べる上に於きましても、其の分析を致しまして、其分析に於て是は幾ら〳〵の割合になるから斯うだ之を是れだけやつても價が安くて衞生には障りがない、或は此方が却つて宜しいと云ふが如き、其理由は必ず付け加へて居る次第でありますそこでありますす故に、どうしても此奬勵する上に付ては、其事柄は重要なる事柄と承知いたして居ります、此上に於きましても尙ほ御注意に依りまして、其方に努めて一層重きを置きまして、さうして、それ〴〵奬勵することに致します。

○假議長(侯爵德川賴倫君)　他に御質問がございませぬければ、日程第三、第四の委員を御指名いたしますが、日程第三、第四は關聯いたして居りますから同一委員に御付託いたして差支ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○男爵高木兼寛君　日程第三、第四の特別委員は、其數を十五名と定め、御選擧あらむことを希望いたします、どうぞ御贊成を願ひます。

○男爵石黑忠悳君　贊成。

○子爵前田利定君　贊成。

○男爵小澤武雄君　贊成。

○假議長(侯爵德川賴倫君)　高木男爵の動議に御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長(侯爵德川賴倫君)　御異議ないと認めます特別委員の氏名を御報告いたさせます。

〔成瀨書記官朗讀〕

大正七年勅令第三百七十三號(承諾を求むる件)外一件特別委員

伯爵柳澤保惠君　山脇玄君
子爵井上匡四郎君　子爵八條隆正君
荒井賢太郎君　男爵黑田長和君
男爵岩倉道倶君　男爵藤村義朗君
藤田四郎君　石渡敏一君
若槻禮次郎君　大村彥太郎君
佐藤友右衞門君　鎌田勝太郎君
山田敏君

○假議長(侯爵德川賴倫君)　御諮りを致しますが、本日午後は多數諸君に御缺席が多いやうに考へますから、今日は是で延會を致したら如何でございませう。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長(侯爵德川賴倫君)　御異議ないと存じます今日は是で散會を致します。

午前十一時四十八分散會

○大正八年二月二十六日(水曜日)

午前十時九分開議

議事日程　第十三號

第一　朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第二　大正七年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)　會議(委員長報告)

第三　大麥、小麥及小麥粉の輸入税減免に關する法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

第四　第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第五　戰時利得税法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第六　作業會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第七　海軍工廠資金會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第八　國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第九　裁判所の設立に關する法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第十　大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第十一　不動産登記法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第十二　大正七年法律第三十七號中改正法律案(提出、衆議院)　第一讀會

第十三　銚子港修築の請願　會議

第十四　田島區裁判所復舊の請願　會議

第十五　青森縣西津輕郡稻垣村に登記所設置の請願　會議

第十六　都城福島間鐵道敷設の請願　會議

第十七　妻輕便線を杉安迄延長の請願　會議

第十八　山口縣豐浦郡豐田下村に三等郵便局設置の請願　會議

第十九　上越鐵道を高崎市より起工速成の請願　會議

第二十　煙草耕作組合に交付金下付の請願　會議

第二十一　大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の請願　會議

第二十二　蠶業試驗場支場設置の請願　會議

第二十三　三國區裁判所復設の請願　會議

第二十四　高田區裁判所出張所設置の請願　會議

○假議長(侯爵德川賴倫君)　諸般の報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

一昨二十四日豫算委員長より左の報告書を提出せり

大正七年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)可決報告書

同日特別委員副委員長より左の報告書を提出せり

戰時利得税法中改正法律案可決報告書

昨二十五日政府より左の決算及同檢査報告を提出せり

大正五年度歳入歳出總決算

大正五年度各特別會計歳入歳出決算

大正五年度歳入歳出決算檢査報告

同日政府より左の報告書を受領せり

大正六年四月一日より同七年三月三十一日に至る各省所管官有財産增減異動報告書

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

道路法案

大正六年法律第六號中改正法律案

時局の影響に因る地方税制限擴張に關する法律案

高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律案

大正八年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)

本日議員侯爵細川護立君外一名より三十四名の贊成を以て決議案を發議せり

○假議長(侯爵德川賴倫君)　是より會議を開きます去る二十二日議員男爵伊東義五郎君薨去せられましたに付きまして、弔辭を贈りたいと存じますが、御

異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川頼倫君）　御異議ないと認めます伊東男爵薨去に付きまして、決算委員の補闕を行ひたいと思ひますから、第三部に於きまして補闕選擧あらむことを希望いたします。

○伯爵林博太郎君　此際議事日程を變更し、唯今提出いたしました決議案の議事を開かれむことを望みます、此動議を提出いたします。

○侯爵細川護立君　賛成。

○伯爵廣澤金次郎君　賛成。

○伯爵萬里小路通房君　賛成。

○假議長（侯爵德川頼倫君）　唯今林伯爵の動議に賛成の方の起立を願ひます。

〔起立者　多數〕

○假議長（侯爵德川頼倫君）　過半數と認めます、是より決議案の會議を開きます。

〔成瀬書記官朗讀〕

決議案

右提出候也

大正八年二月二十六日

發議者　侯爵　細川護立　　伯爵　林博太郎

賛成者　伯爵　松浦厚　　伯爵　大木遠吉
男爵　小澤武雄　　子爵　京極高德
子爵　三島彌太郎　　子爵　松平直平
子爵　青木信光　　子爵　前田利定
子爵　榎本武憲　　淺田德則
男爵　高木兼寛　　高崎親章
男爵　中川興長　　男爵　村上敬次郎
江木千之　　和田彦次郎
男爵　內田正敏　　男爵　山內長人
男爵　南岩倉具威　　水野錬太郎
男爵　安場末喜　　男爵　坪井九八郎
谷森眞男　　藤田四郎
石黒五十二　　仁尾惟茂
加太邦憲　　室田義文
伊澤多喜男　　高橋作衞
鎌田榮吉　　鎌田勝太郎
橋本辰二郎　　安田善三郎

貴族院議長公爵德川家達殿

決議

貴族院は講和會議議長佛國內閣議長クレマンソー閣下か今回遭遇せられたる兇變に對し深甚なる同情を表し且切に平癒の速ならむことを祈る

〔伯爵林博太郎君演壇に登る〕

○伯爵林博太郎君　講和會議議長、佛國內閣議長「クレマンソー」閣下が兇漢の爲に狙擊せられましたと云ふことを承りまして、洵に憂慮に堪へない次第でございます、「クレマンソー」閣下は老軀を提げて、與國の和親と世界的平和の爲に盡瘁せられましたのに、俄然其報に接しまして洵に驚歎いたしました次第であります、併しながら承はります所に依れば、其後の頗る良好でありまするると云ふことは、聊か吾々の意を強くする所でございます、我が貴族院は至情を披瀝し、「クレマンソー」閣下が一日も早く平癒せられまして、講和會議の重大なる任務を果されむことを、只管に希望いたしますのでございます、何卒滿場の御賛成を仰ぎまして、決議案を直ちに可決せられむことを希望いたします。

○假議長（侯爵德川頼倫君）　唯今の決議案を採決に付します、此の決議案に同意の方の御起立を煩はします。

總員起立

○假議長（侯爵德川頼倫君）　滿場一致と認めます。

○假議長（侯爵德川頼倫君）　日程の第一に移ります第一、朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年二月十八日

右特別委員長　伯爵　津輕英麿

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵津輕英麿君演壇に登る〕

○伯爵津輕英麿君　諸君、本員等に御託しになりました所の、朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正案の委員會に付きまして、其經過を御報告いたします、現法は明治四十五年の三月に制定せられましたものでありまして、茲に朝鮮醫院と稱するは、朝鮮總督府醫院、それと朝鮮總督府道慈惠醫院、此兩院を合してからに朝鮮醫院と命名したのであります、さう致しまして其外に濟生院と云ふのがあります、其濟生院は朝鮮總督府濟生院でありまして、京城に一箇所設けてあります、是は皆新領土に於ける醫療機關の普及窮民の救療、それから盲唖孤兒の教養、それを目的とするのでありまするから、朝鮮醫院では貧民に對しては施療を施し、又濟生院に於ては官費で以て其事業をして居る次第であります、それで其會計はどうなつて居るかと云ふに、其法の第一條に於て「朝鮮總督府醫院、朝鮮總督府道慈惠醫院及朝鮮總督府濟生院ノ會計ハ之ヲ通シテ一ノ特別會計トシ資金ヲ有シ政府支出金、資金ヨリ生スル收入、院收入、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ」斯うありまするので、其政府の支出金と云ふのが其主もなるものであります、それで其第二條に於て其支出金と云ふものは、四十五萬圓を限度としてからに出すことに極めてありました、所がそれを七十一萬圓、即ち二十六萬圓增加しやうと云ふのが此法律の精神であります、其理由は歐洲戰亂の勃發に伴ふ所の物價騰貴、それから官吏の臨時手當の支給に依つて、其二十六萬圓の不足を生ずる次第であります、勿論三十萬圓の不足を生ずるのでありますけれども、其中四萬何千圓と云ふものは醫院の增收に依つて之を塡補することが出來るからして、此二十六萬圓と云ふものに付ては其塡補の途がないからして、それを政府の支出金に仰がうと云ふのであります、さう云ふ政府委員の説明でありました所が、一二の委員は朝鮮總督府は元來經費の支出に於て洵に大まかであつて、其經費の支出が其事業に伴はないと云ふ弊害も間々あつた、又醫員の中には軍醫が多くて軍醫の勢力が盛であつてからに、軍醫が跋扈して居つてからに內部の統一を缺く、さう云ふ非難もありましたが政府委員は最初には或はさう云ふことがあつたかも知れぬが、併ながら今はさう云ふことはない筈であると云ふ答辯でありまして、皆一同此案を已むを得ない經費と見ましてからに、承認した次第でありまするからして、本會議に於ても、どうぞ其意味を御汲取り下すつて御探決あらむことを希望致します。

○男爵石黒忠悳君　質問がございます、政府委員に伺ひますが、此朝鮮醫院及濟生院の何に付きまして朝鮮に於て救療患者なるものは一人に付て幾らと云ふことが極つて居りますか、尤も醫員の給金とか云ふものは是は別に致しまして、藥餌と云ふものが幾ら一人に掛かりまするか、又醫員などの給俸等も精細に分つて居りますれば、それを込めての御説明があれば尚ほ幸でございます。

〔政府委員鈴木穆君演壇に登る〕

○政府委員（鈴木穆君）　唯今石黒男爵の御質問に對しまする材料を持つて居りませぬので、後とで御知らせを致したいと存じまするが、それで宜しうございますか。

○男爵石黒忠悳君　甚だ不滿足に感じます、濟生院と云ふ即ち貧民を救ふと云ふ法案に於て、貧民一人に付て幾ら掛かると云ふ質問に御答の材料の無いと云ふ事は、此の案を決しまする上に付ては私は餘り無理な質問ではないと考へまするが、併ながら政府は材料が無くて御答が出來ぬと云へば無理に取ると云ふ譯には參りませぬが、希くば斯の如き案には詳細なる御説明の出來まするやうに、材料は委員會でございませぬでも御持ちにならむことを希望致します、併ながら無いと仰しやる以上は仕方かございませぬからそれでは質問は止めます。

○伯爵柳原義光君　唯今の石黒男爵の御考は至極御尤もと存じまするから、此二讀會は暫く延期することを私は切望致します。

○伯爵大木遠吉君　賛成。

○假議長（侯爵德川頼倫君）　如何でございますか、唯今の第一のなには延ばしまして、日程第二に移ると致しましては如何でございますか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川頼倫君）　御異議がないと認めます。

○假議長（侯爵德川頼倫君）　それでは日程第二に移ります、大正七年度各特別會計歳入歳出豫算追加案特第一號、會議、委員長報告。

一大正七年度特別會計歳入歳出豫算追加案（特第一號）

右衆議院より送付したる案を審査し衆議院決案の通可決すへきものとなりと議決せり依て及報告候也

大正八年二月二十四日

豫算委員長　淺田德則

貴族院議長公爵德川家達殿

○淺田德則君　本員は唯今日程に上つて居りまする

大正七年度の各特別會計歳入歳出追加案、此案件の結果を報告致す筈で有ましたが此第一日程に上ぼりましたる朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案即ち此の改正法案に關係致しまする豫算があるのであります、而して是は豫算總會に於きまして假決議と致して報告する積りでありました、然るに唯今第一日程の即ち朝鮮醫院及濟生院の法案は延期されたことになりましたからして、今日の豫算の報告を此次の日程に上ぼされむことを希望いたします、どうか諸君の御贊成を請ひます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川頼倫君） 淺田君に申上けますが唯今の日程第一は延ばしましたのでございますから第二の分は報告だけを煩はしまして宜からうかと考へて居ります、唯今の時を唯少し延ばしただけでありますから……

○淺田德則君 諸君に於て其御希望でありますれば本員は報告致します。

○男爵石黑忠悳君 本員が此質問を始めましたので何か火を付けたやうなことになりましたが、本員は決して豫算に於て豫算委員が假決議でも決定されましたものに異議はございませぬ、併ながら議事を鄭重いたしまする上に付きましては、此點に對して御答の出來ぬと云ふものを通過致しますることは本員は不滿足でございます、故に其方は御延ばしになりましても、唯今の此豫算案に付きましての報告と云ふことには異議はございませぬ。

〔淺田德則君、男爵小澤武雄君發言の許可を求む〕

○假議長（侯爵德川頼倫君） 淺田德則君。

〔男爵小澤武雄君「本員は淺田君からの發議の通り御延べになる方が至當と考へますが…」と述ふ〕

○假議長 侯爵德川頼倫君） 小澤男爵に申上げますが、唯今淺田君に御發言を許しました。

〔男爵小澤武雄君「あゝさうですか」と述ふ〕

〔淺田德則君演壇に登る〕

○淺田德則君 私は唯今の日程に上つて居りまする大正七年度各特別會計歳入歳出豫算追加案、此委員會の經過及結果を御報告申上げます、此案の內容は御承知の如く、極めて簡單でありまして、それ故に委員會は去る二十四日に開きまして、分科に附せず直ちに審査を遂げまして結了いたしたのでありますが即ち其所管別に致しますれば、大藏省所管造幣局、印刷局、專賣局帝國鐵道、朝鮮總督府、朝鮮醫院及濟生院、臺灣總督府、關東都督府、樺太廳、海軍省所管、海軍採炭所、文部省所管東北帝國大學、九州帝國大學、農商務省所管製鐵所の各歳入歳出の追加豫算を要するものであります、其金額は合計いたしまして、各々金二千五百七十一萬餘圓に相成つて居ります、其中主もなる金額は、鐵道作業費に金千七十六萬餘圓、製鐵所作業費に九百三萬餘圓、專賣作業費に二百三十萬餘圓、臺灣總督府鐵道作業費に百萬餘圓、是が主なるものでありまして、他は極めて少額のものに過ぎませぬのでありますから、茲に數字は省略いたします、其歳入は何れも其所屬の收入又は唯今前回に於て報告されました政府の支出金がある位なことではありますから、其他は前年度の繰入金を以て之れに充てることに相成つて居ります、此の追加を要しまする理由は本議場に於て大藏大臣よりも說明されました通り、概して事業の增進に伴ふ所の經費の增加でありまして、或は時局の影響に依りまして、原料品の非常に騰貴いたしましたもの若くは勞銀の騰貴、或は官吏の臨時手當等を要するものでありまして、何れも止むを得ざる費途なりと認めたのであります、委員中に、委員中より物價の調節、若くは石炭の價格の引下、或は製鐵所の鐵の販賣等のことに關しまして、二三の質問がありましたが、茲に詳しいことは御報告することを見合せまして、是は速記で御覽を願ひたいと思ひまする、之に對しましては、當局大臣よりも、政府委員よりもそれ〴〵答辯を致されたのであります、斯の如く致して採決に移りまして、何等の異議なく衆議院送付の通り全部可決いたしたのでありますから、此段御報告申上げます。

○假議長（侯爵德川頼倫君） 御諮りを致しますが、唯今の日程第二の案は日程第一關係いたして居りますることは唯今淺田君よりも前に述べられました通りの次第もございまするから、此決議を後に廻しては如何かと存じますが、御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川頼倫君） 御異議ないと認めます

○假議長（侯爵德川頼倫君） 日程第三に移ります、大麥小麥及小麥粉の輸入稅減免に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、本日も御異議なければ通牒文の朗讀を省略いたします。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〔左の送付文及議案は朗讀を經ざるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

大麥、小麥及小麥粉の輸入稅減免に關する法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月二十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

大麥、小麥及小麥粉ノ輸入稅減免ニ關スル法律案

政府ハ當分ノ內勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ大麥、小麥及小麥粉ノ輸入稅ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣男爵高橋是淸君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君） 昨年の末……昨年來米食の供給を潤澤に致しまする爲に、米に付ては曩に緊急勅令を以ちまして、其輸入稅を免除いたしました、又一方に於きましては米麥及小麥粉の輸出を制限いたして居りましたるが、尙は此上主要食料品の需給の調節を圖りますが爲に、單り米のみならず米の代用品たるべき大麥、小麥及小麥粉に對しましても、其輸入稅を免除又は經減いたして、以て其の輸入を奬勵する必要があると認めまして本案を提出いたしましたる次第でございます、尙ほ附加へて申上げますが、本案成立の上は勅令を以て大麥及小麥の輸入稅は、之を免除いたして小麥粉の輸入稅は之を輕減する見込でございます、御審議の上御協贊を與へられむことを希望いたします。

○男爵高木兼寛君 大麥即ち大麥、小麥等を輸入いたす地方は何れに在りまするか、又どの位のものを年々輸入することになつて居りますか、御說明を願ひたい。

〔國務大臣男爵高橋是淸君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君） 御答を申上げます、大麥は大正六年には八千七百一「ピックル」輸入して居ります、それから大正七年には五萬四千二百六十八「ピックル」輸入して居ります、小麥に於きましては大正六年に十二萬七千二百七十二「ピックル」大正七年には百十五萬三千百七十八「ピックル」、小麥粉に於きましては大正六年には五千八百三十九「ピックル」、大正七年には一萬一千八百五「ピックル」大正七年には一萬一千八百五「ピックル」で、大麥の類は主として滿洲方面から這入ります、小麥は主として米國から輸入して居ります、右御答いたします。

○男爵高木兼寛君 大麥を輸入いたしまして、又小麥も共に國民の食用に供するのでありませうか、乃至は他の目的を以て大麥、小麥を輸入するのでありませうか、即ち麥酒製造等の關係よりして入れるものでありませうか、其目的を御示あらむことを希望いたします。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣（山本達雄君） 主もに食糧の不足を補ふと云ふ目的を以て撤廢或は減稅致す積りであります既に馬食の如きに於きましては、是まで六十萬石も馬食の爲に使つて居りましたるものをば、滿洲の高粱に變へまして、それも成たけ節約をしたいと云ふ位な方針を採つて居りますことで、故に矢張り食料品の目的を以て輸入稅の撤廢を致す積りでございます。

○鈴木總兵衛君 簡單にちよつと政府當局者に質問いたしますが、輸入稅が全免と云ふことは洵に食糧調節の上から結構なことでありますが、入る方には免稅するが、小麥粉を輸出する方に於ては何等の制裁を加へずに此儘放任すると云ふ趣意でございますか、是等に付ての御所見は如何でございませうか。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣（山本達雄君） 政府に於きまして既に今日一種の制限を致して居ります、戰時中に於きまして既に今日實行して居るのでございます、又此大麥小麥、に至りましては是と共に輸出の制限を致す心得でございます。

○假議長（侯爵德川頼倫君） 他に御質問がございませぬければ、本案の特別委員の指名を御報告いたさうと存じますが、本案は前回に選定せられました大正七年勅令第三百七十三號承諾を求むる件外一件の特別委員と同一委員に付託いたして御異議かございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川頼倫君） 御異議は無いと認めま

す。

○假議長（侯爵徳川頼倫君）　日程第四、第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告

第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案

右可決すへきものとなりと議決せり依て及報告候也

大正八年二月十九日

右特別委員長　伯爵柳澤保惠

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔伯爵柳澤保惠君演壇に登る〕

○伯爵柳澤保惠君　御報告を申上げます、本案は明治三十五年法律第四十九號の第二條に規定いたしまする所の國勢調査に關する費用を國庫及地方に於て分擔いたしますのを此一回の調査に於て例外を設けむとするのであります、之に依りまして地方の分擔は第一回國勢調査の場合に於て之を國庫の負擔とすると、其金額は百五十五萬圓餘であります、極めて簡單なる法案であります、委員會は二回開きまして御質問も餘り澤山出ませぬ、其二三を申上げますが第一の御質問は此提案の趣意は了解して居るけれども、元來國勢調査を實行するに方つての費用の分擔は、是はどう云ふ主義に基いて居るのであるか、全くの國庫及地方の分擔を主義とするのであるか或は經濟主義、便利主義に依つて斯くしたのであるか、之に對しては政府委員は法律にもある通り原則としては國庫並に地方の分擔を認めて居るのであつて唯此場合第一回だけの調査に限つて斯樣な例外を設けたと云ふ事であります、然らば此費用は僅か百五十五萬圓位でありますが之をどう云ふ譯で地方分擔の主義を破つて今回斯樣にしたのでありますか之に對しましては政府委員は昨年の衆議院に於ける所の狀況を御話になりました、此僅かな金と雖も今回に限つて國庫の負擔にしなければ昨年の議會に於ける話に對して通過が覺束かない、又第一回の事でありますから地方の人にも十分眞義が分らぬものであるから兎に角〻めだけは斯樣にした方が宜からうと云ふ衆議院の希望を入れられて此例外を設けたと云ふ事でありますそれから第二の御質問は國勢調査の經費は別に増加は要らぬかどうか、之に對しましては大正八年並に九年の豫算に於て然か〱の増加があるから先づ是で宜からうと云ふ事であります、それから第三の御質問は、國庫の交付金が百五十五萬圓餘とあるが、是で十分で不足はありはせぬか、之に對しては政府は十分に見積つてあるのであるからして是で澤山であると云ふ事であります、先づ質問はさう云ふやうな工合でありました、之に對して一委員は希望附の贊成を述べられたのであります、其希望附の御贊成と云ふ事に付ても亦御贊成がありました其大意を申上げますれば、斯の如き所の經費即ち今度地方の費用を國庫の負擔とすると云ふが如きは、元來主義として國家が負擔して宜いのである、自分共は地方の負擔と云ふ事を止めて、第一回たけのみならず全部國庫で負擔して貰ひたいと云ふ希望である、何となれば此度の百五十五萬圓餘の地方分擔費を國家が負擔すると云ふ此內譯を見ると、是は實は大部分は國勢調査員にやる金が多いのでございます而して國勢調査員は內閣に於て命ずるので國が命ずる者に對して地方かそれに對して手當或は報酬をやると云ふことは如何であるか、國が命ずる者に矢張り地方が之に相當に支拂ふことをしたら如何なものであるか、地方へ交付になると、それは如何なるものに使つても自由である、故に之を地方の方に入れて支拂ふのであるから、調査員は國から命ぜられて其支辨辨償を地方から受ける事になると如何にも其中に隔てがあつて、感情が如何であらうか、國から命ずる者は國から支辨するが當然、故に斯う云ふことは、將來止めて總へて國庫の支辨にすることにしたい、已むを得ない或間接の費用であれば兎も角、其他の場合に於ては國家負擔が當然である、斯う云ふ意味を以て御贊成でありました、又他の委員諸君は左樣な希望なしに、矢張り第一回國勢調査の場合に於ての單なる例外として、此度の法律は認める、將來は矢張中央並に地方分擔を原則として認めて貰ひたいと云ふことで、政府の趣意に於ては御贊成でありました、要するに全會一致を以て此案は御贊成になつたのであります、極めて簡單なる法律案でございますので、何卒讀會省略の上で御決定あらむことを希望いたします。

○男爵石黒忠悳君　讀會省略贊成。

○男爵中川興長君　贊成。

○男爵內田正敏君　贊成。

○男爵島津健之助君　贊成。

○伯爵柳原義光君　贊成。

○伯爵萬里小路通房君　贊成。

〔其他「贊成」と呼ぶ者多し〕

○假議長（侯爵徳川頼倫君）　柳澤伯の讀會省略に御同意の方は御起立を煩はします。

起立者　多數

○假議長（侯爵徳川頼倫君）　三分の二以上と認めます、本案は委員長の報告通り御異議ございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○假議長（侯爵徳川頼倫君）　御異議ないと認めます

○假議長（侯爵徳川頼倫君）　日程第五戰時利得税法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告、仁尾君……

戰時利得税法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年二月二十四日

右特別委員副委員長　仁尾惟茂

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔仁尾惟茂君演壇に登る〕

○仁尾惟茂君　戰時利得税改正案の委員會の經過並に結果を御報告を致します、それで本案の改正の要旨は本法廢止の期限を改正するに在りまして、それで現行法に於きましては、此廢止の時期は個人に在りましては講和條約調印の年を以て廢せらるゝことになつて居る、さう致しまして法人の方は事業年度が此講和調印の年の翌年に跨りまするものに對しましては、矢張り其部分に對して課税をすることになつて居ります、それで此翌年に亘りまする所の課税なるものは他人の法人並に個人の課税に對しましては、過重に當りまする故を以て、此翌年に亘りまする所の課税をせないことに致しまして、さうして他の法人並に個人と同一のことに致して、以て課税の平衡を圖らんとすると云ふ意に出たるものであります、それで此課税の平衡を保つことに付きましては昨年の議會に於きまして本員は政府に希望を述べまして、此翌年に跨りまする所の課税を廢止することの希望を述べて置きました、然りまする所が此度政府では調査の上、本案の提出を見たるものでありまして、即ち本員の希望に副ふ所の案を見たる譯でありまする、それで委員會は政府の說明を聽取いたしまして、又質問を重ね審議の末、本案は可決すべきものと認めまして、全會一致を以て決定いたした譯であります、それで此決議に際しまして希望が一二ございました、其希望なるものが問題となりまして委員の決議を經たものでありまするから、茲に御報告を致して置きますのであります、其希望の要點は第一に此戰時利得税なるものは永續法でもなく、最早廢止せんとせられたるものである、さうして收入の上に付ては政府が豫期以上の多額のものを收めて居る譯合でもあるが、此上之を施行するに付ては成るべく是が取扱は嚴に失せず、寬大にして例へば事の五分五分の理に當るものであれば、成るたけ寬大の方の取扱をして貰ふことを望む、又第二の點は固定資本、原價償却のことに關しまして、此事に付きましては、政府當局の取扱、手加減に付ては、是まで希望を述べて置いた通りであるが、然りまする所が休戰條約成立の後、市場並に經濟界は非常の激變を來し、爲に總て會社等に於て仕入れたる所のものに於ても同樣に大激變を來してある爲に、種々の此機械其他のものに對しましても、原價償却をなし置かねばならぬ必要があるのであるで、是等の會社と云ふものは、此激變の爲に少なからぬ種々の方法を執らなければならぬのであるに付ては、若し會社が故意を以て脫税等の爲、此原價償却の意に出づると云ふことであれば、固より嚴重なる取扱を爲さねばならないが、此原價償却なるものが將來會社の基礎を鞏固にする爲に眞正の償却であつて、全く善意に出でて、惡意のないと云ふやうなものであれば、十分政府に於ても之に對して好意を以て處置せられむことを望む、斯樣な二點に分けての希望であります此希望は全會一致を以て決議いたしましてございますから、合せて御報告を申上げます、又本案は至つて簡明單純な案でありますから、成るべく讀會を省略して決議せられむことを望みます。

○鎌田勝太郎君　大藏大臣に質問を致します、此改正案は昨年の議會に於て始めて利得税を本院に提出せられたる當時、本院に於ては此案に不備の點があると云ふ意見を持つて居ります、それに付て種々話の末此改正案が提出せられたものと思ひますから、此案に付ては別に意見はありませぬが、特別委員會に於て希望條件を全會一致を以て述べられたと云ふことでありますが、唯今の委員長の御報告を聞きま

すると機宜を得たものである、恐らく議場の諸君も御同意であらうと考へるのである、斯様いたしますれば大藏大臣も院議を尊重して適當の處置を執られること丶信じて疑はない譯でありますが、由來此税務のことに付きましては、中央政府の意思と、地方税務官の扱方が往々遺憾がありまず其利得税の徴收方に付きましては、本員の聞く所に依りますれば、或年或地方に於ては人民が隨分苦痛を感じて居るのであります、幸に特別委員會に於て斯様なる希望が出ましたる以上は、大藏大臣に於ても適當なることをせらるゝとは信じますが、此際に於ける大藏大臣の御考は如何なるものでありますか、又本問題に對して大藏大臣は如何なる御意見を御持ちになつて居られますか、本院に於て御辯明を願ひたい。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君)　唯今委員長の報告の末にありました委員全會一致を以て決められました所の希望條件に付て、當局大臣は何か處置を執るか、或は如何なる感想を持つて居るかと云ふことを言明せよと云ふ御希望らしく承はりましたが、徴税上に於ては成るべく酷に亙らないやうに、寛大……と云つては或は語弊があるか知れませぬが、兎に角甚しく酷に亙らぬやうに是は注意は十分拂ふ考へを持つて居ります、併ながら第二に具體的に言はれた所の固定資本の減却と云ふものは、利得から除くが當然だと云ふやうなことは、今日の如く財界が反動を受けて居る場合に於てさう云ふことが必要なりと御認めになつての御希望でありまするが、如何に事情氣の毒と雖も、法を曲げてまで寛大に處置する譯には參りませぬ、固定資本の減却に付きましては其會社なら會社、工場なら工場の得た所の收益を以て行ふ、既に收益と云ふものでありますれば、先づ第一に國税納付の義務を重んじて、而して固定資本の償却の方に充てますものは銘々の配當を減らして以て、それに充てるが當然だらうと考へる、收益を以て償却する所のものを之を收益と見ずに、それだけを省くと云ふことは法律上如何でありませうか、假令事柄は違ひましても所得税に於きましては、一方に借財を持つて居る、其借財を返却しなければならぬ位置に在る人が、收益からそれを返して借財に振向けたものは、所得税を免除して呉れよと云ふ理窟も起つて來やしませぬか、要するに法律を曲げざる範圍に於て手心と申しますか、其手續を執る上に於ては酷に亙らないやうに、寛にするやうにそれぐ訓令をして成るべく御希望の御精神に副ふやうに致したいと云ふ考を有つて居りますから、是だけのことを言明いたして置きます。

○伯爵廣澤金次郎君　私も唯今大藏大臣の御説明がありましたから、一應質問が致したいと考へます、即ち後段の固定資本償却のことに付て大藏大臣が今御説明になつたことは少しく我が意を得ぬから、もう一應御辯明を願ひたいと思ひます、唯今の大藏大臣の御辯明に依りますと、戰時利得税は收益から出るのであるから如何なる利益でも會社が産んだ利益は全部出すのが至當であると云ふことでありますが苟も會社なり官廳なり或事業を經營いたします以上は、其の建物なり或は器械なり年々是れが其價格を減ずることは無論御承知だらうと考へます、且又今日の如く非常に會社が澤山出來ます場合に於きましては、會社の安全を圖ると云ふことも亦國務大臣として執るべき方針であらうと考へます斯くすれば此固定財産が相當の時價に在るべきやうに……是は減却でない、償却すると云ふのは當然執るべき是は方針ではないかと考へます、而して固より無効なる償却をして利益を誤魔化すと云ふことは、是は精神でありませぬが、相當の時價を保つだけの償却をして、而して殘りの收益に戰時利得税を課すると云ふのが大藏大臣とし、又國家として執るべき御方針ではないかと思ひます、此點に付てもう一應大藏大臣の御考を拜聽いたしたいと思ひます。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君)　先刻大體御分りになるやうに御話申した積りでありまするが、法律の精神は文面に障りのない範圍に於ては成るべく緩く手心を用ひる斯う御承知を願ひます、其他のことになりますれば議論になりますから……

〔「どうか大聲に願ひます聽こえませぬ」と呼ふ者あり〕

法律の命ずる所に背かざる範圍に於て成るべく緩かに取扱ふと云ふことを御答いたします。

○伯爵廣澤金次郎君　今の御辯明は第二の固定財産償却に付ても同様な御方針と承知して宜しうございますか。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君)　唯今の固定財産の償却と云ふことに付きまして、是はです、利益と見ないと云ふことになりますと、所得税も總てさうなつて來る、從來の慣例とも違ひます、是は先刻申上げました通り、固定資本、器械なり、家屋なり年々減耗率と云ふものを設けて會社の基礎を安全にすると云ふことは株主自らそれを計らなければならぬ、故に政府に納税義務は盡して而して後其已等の配當を減らして此基礎を固くすると云ふことは株主の義務と私は心得て居ります。

○假議長(侯爵德川頼倫君)　仁尾君に御尋いたしますが、先刻御報告の終りに本案の讀會省略の動議を御提出になりましたものと議長は心得まして宜しうございますか。

○仁尾惟茂君　提出いたしました。」

○石渡敏一君　贊成。

○子爵青木信光君　贊成。

○伯爵吉井幸藏君　贊成。

○谷森眞男君　贊成。

○男爵石黑忠悳君　贊成。

○子爵八條隆正君　贊成。

○小野田元凞君　贊成。

○高崎親章君　贊成。

〔其他「贊成」と呼ふ者あり〕

○假議長(侯爵德川頼倫君)　讀會省略の動議は既定の贊成者があつたと認めます、讀會省略の動議に贊成の諸君の御起立を煩はします。

起立者　多數

○假議長(侯爵德川頼倫君)　三分の二以上と認めます、讀會は省略せられました、委員長の御報告通りで御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長(侯爵德川頼倫君)　御異議ないと認めます

○假議長(侯爵德川頼倫君)　日程第六、作業會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續委員長報告、第七、海軍工廠資金會計法中改正法律案政府提出、衆議院送付、第一讀會の續委員長報告、第六、第七は束ねて委員長の報告を煩はして御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長(侯爵德川頼倫君)　御異議ないと認めます川村伯爵。

作業會計法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年二月二十日

右特別委員長　伯爵　川村鐵太郎

貴族院議長公爵德川家達殿

海軍工廠資金會計法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年二月二十日

右特別委員長　伯爵　川村鐵太郎

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵川村鐵太郎君演壇に登る〕

○伯爵川村鐵太郎君　唯今日程に載つて居りまする所の作業會計法中改正法律案及海軍工廠資金會計法中改正法律案の委員會の結果及經過を簡單に御報告申上げます、御承知の通り神奈川縣中郡に於きまして日本爆發物株式會社は三月末日に契約が滿期になりまして、海軍の直營事業となるのであります、而して八年度に於きまして此經營を致しますに付きましては、据置運轉資本として海軍の豫定されて居る所に依りますと二百萬圓の金を要するのでございます、是は作業會計法中の第一條に於きまして「海軍火藥廠」と云ふ事を入れます事と、第二條第三項の次に「海軍火藥廠据置運轉資本ハ二百萬圓トシ漸次一般會計ヨリ繰入ス」と云ふ事に改正せられるのが要旨でございます、而して二百萬圓を充實しまする形式は此事業から起りまする所の剩餘金を標準と致しまして年々是に繰入れまして二百萬圓の高に致すのであります、初年度に於きまして七十萬圓を計上せられまして、次年度に七十萬圓、大正十年に於きまして六十萬圓を以て二百萬圓を充實せらるゝのであります、次に海軍工廠資金會計法に付て簡單に其趣意を申述べます海軍工廠資金會計法は三十八年に公布せられまして以來四十二年度に參りまして九百五十萬圓の資金を持つて居ります、今日まで其後増加はされて居りませぬが、一方に於きまして造船、造兵の事業は益々事業は多端になりまして、此資金を要する高が段々増加を致します、其一の例と致しまして資金會計歳入歳出の平均額が四十二年度に於きましては即ち九百五十萬圓一番初めに出來ました時には千五百萬圓でありましたが、大正六年度に於

きましてはそれが三千八百萬圓に增加して居りますそれから海軍省所管經費に於きまして直營をしました造船材料及造兵材料は四十二年度に於きまして三百七十萬圓でありました、大正六年度に於ては二千百餘萬圓に是がなつて居ります、資金會計歲入決算額と兵器直營材料との合計即ち造船材料、造兵材料の總計が四十二年度に於きまして三倍になつて居ります、斯の如く各方面の事實及數字の示す所に依れば、此增加は全く已むを得ない事情であると云ふことでありまして、而して委員會に於きましては此の理由を全部認めまして、異議なく可決いたしました次第であります、兩案とも異議なく可決しました次第であります、而して委員會に於きまして一の議論が、是にちよつと希望と申しませうか、意見が一つございましたから、此點を序ながら御報告をして置きたいと思ひます、一つの工業廳に於きまして、作業會計法又は海軍の資金會計法の如き、二つの特別會計に於て經營されると云ふことは甚だしく煩雜である、又殊に弊害の起る虞のある事であるから、將來海軍に於ては成るべく資金會計を廢めて、作業會計に依つて經營されるやうに希望すると云ふ意味の意見がありまして、多數の委員の注意を惹いた問題であります、尙ほもう一つ兵器民營の聲の盛なる今日に於きまして、民間會社を海軍に於て買收されて直營をされる場合に於きましては、成るべく民間の同じやうな事業を保護奬勵されて、他日は軍用火藥の如き精銳なる火藥は、民間に於ても製造の出來得るやうに、海軍に於て特に奬勵誘導されむことを希望する、斯う云ふ二樣の希望は序ながら御報告を申上げて置きます、其他は委員會の速記錄に精しく出て居りますから速記錄に讓りまして、是で報告を終ります、兩案共に法律案は簡單明瞭でありまするから、此案も讀會を省略されて、直ちに御決議あらむことを當席より希望致して置きます。

○假議長(侯爵德川賴倫君) 御諮りを致しまするが唯今委員長の報告せられました日程第六、第七此二案は一括して問題に致して御異議はございませぬか

「異議なし」と呼ぶ者あり

○假議長(侯爵德川賴倫君) 御異議がないと認めます

○男爵石黑忠悳君 一言質問がございます、此案の骨子とも申すべきもの、英國某會社の製造火藥を我海軍で今度は繼承して居られますることで、此火藥のことに付きまして心配を致しまして、先般本會議の時に伺ひました、之を英國の今まで致して居ります會社で、此後研究の結果此火藥の威力の尙ほ盛になる製造を發見致しました時には、どうなりますかと云ふことを御尋いたしました所が、是は今迄もそれは續きになつて居ります、此後とも英國に於て此火藥に付ての研究の結果は、絕えずこちらへ報告する約束になつて居るで、英國で新たに成つた火藥は此方の海軍の工廠で詰り火藥を製造することになると云ふことで頗る安心を致しました、それに付きまして尙ほ一言伺ひたいのは、我海軍工廠へ之を引受けられまして、此上研究を致して尙ほ威力の增します火藥を發見を致されました時には、是は此買收を致しました所の英國の火藥會社に、此發見をも通知しなければならぬ義務のあるものでございますか、こちらで發見いたした時には向ふへは通告する義務はないものでございませうか、之を伺つて見たい。

「政府委員柄内曾次郎君演壇に登る」

○政府委員(柄内曾次郎君) 石黑男爵に御答を致します、こちらで進步改良しました時には、先方にそれを知らせてやると云ふ義務は負ふて居りませぬ。

○子爵八條隆正君 讀會省略に贊成。

○黑岡帶刀君 讀會省略に贊成。

○男爵小澤武雄君 贊成。

○子爵靑木信光君 贊成。

○男爵石黑忠悳君 讀會省略に贊成。

○伯爵柳原義光君 贊成。

○男爵內田正敏君 贊成。

○山脇玄君 贊成。

○小野田元凞君 贊成。

○子爵西大路吉光君 讀會省略に贊成。

○福永吉之助君 贊成。

○大谷嘉兵衞君 贊成。

「其他「贊成」と呼ぶ者あり」

○假議長(侯爵德川賴倫君) 川村伯爵の動議は規定の贊成があつたと認めます、讀會省略を可とする諸君の御起立を煩はします。

起立者 多數

○假議長(侯爵德川賴倫君) 三分の二以上と認めます、讀會は省略せられました、委員長の報告に御同意の諸君の御起立を煩はします。

起立者 多數

○假議長(侯爵德川賴倫君) 過半數と認めます。

○假議長(侯爵德川賴倫君) 日程第八、國債整理基金特別會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付第一讀會の續、委員長報告。

國債整理基金特別會計法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年二月十九日

右特別委員長

伯爵林博太郎

貴族院議長公爵德川家達殿

「伯爵林博太郎君演壇に登る」

○伯爵林博太郎君 國債整理基金特別會計法中改正法律案の特別委員會の經過及結果を簡單に御報告致します、本案は去る二月十九日特別委員會を開催いたしまして、可決いたしました次第でございます、本案を可決致しました理由を簡單に述べますれば次の二つに相成ります、第一豫算形式の簡略を圖ると云ふ事で、御承知の如く國債整理基金に繰入るべきものは、或る除外例を除きまして悉く一般會計へ繰入れまして、それが國債整理基金の方に更に這入つて行くと云ふ形式を取つて居つたのであります、之を少しく細かに御話し致しますれば、朝鮮總督府特別會計、臺灣總督府特別會計、樺太廳特別會計、是等の特別會計に於て負擔すべきものは、一旦一般會計を經由した後、國債整理基金の中へ入れる、即ち此一般會計の歲入歲出と云ふ煩鎖なる手數を經て始めて是が基金に這入つたのであります、除外例と先程申しましたのは、帝國鐵道特別會計、臨時國庫證券特別會計と云ふやうなものは、今日までと雖直接に國債整理基金の中に、一般會計を經ずして這入つて居つたのでありまするが、原則と致しましては悉く先づ大部分に於て一般會計を經由したのである、勿論此點に付きましては、いろ〳〵理論上に於ては議論もあるかも知れませぬけれども、何等の利益もないのに一般會計を經ると云ふ手數を爲すのは如何にも煩雜なことでありまするから之を省きまして直接に特別會計法から減債基金の方に繰入れると云ふやうになるのであります、序に御話いたして置きますが此一般會計の中では矢張りそれから直接に國債整理基金中に這入るのも無論含んで居ります、即ち大藏省には國債局と云ふのがあります、電話公債とか或は一般の國債と云ふやうなものは此所で取扱ふから、是等は矢張り直接國債整理基金の中に這入る譯であります、現に角間接と云ふ手續は省略いたしまして、悉く直接に繰入れると云ふことにした方が手數が省けて宜いと云ふ理由が第一であります、第二は此證券の性質を考慮いたしまして特殊の性質を帶びたものは臨機の償還法をやる、一般の國債に對しては一般的の基金から償還をする、斯う云ふ辨別を致しまして、其性質の辨別上からして此改正を致しました次第であります、之を簡單に述べて見ますれば斯う云ふ譯であります、減債制度は原則と致しまして前年度の初めに則つて國債總額の一萬分の百十六以上、即ち三千萬圓以上を償還するのが原則であります、で此金融の調節上、又與國の財政の爲に臨事に起しました所の臨時國庫證券の如き、臨機に時局の影響上生じました所のものは特別なる償還方法を設けて償還する方が、此國債整理基金より償還するよりも合理的である、此故に是等は國債整理基金で返すと云ふ方に加算しないと云ふことに相成つたのであります、斯う云ふ二つの理由から致しまして特別委員會は其事理頗る明白なるが故に、全會一致を以て可決いたしました次第でございます、從つて何等希望も述べられた委員はございませぬ、之を一括して簡單に申上げれば、東京驛を發しまして東海道線へ行く所の鐵道は、嘗ては一々櫻木町の橫濱驛へ這入つて來て、又再び出て行つたと云ふ煩雜を避けて、新橫濱驛を通過する事になつて時間も簡略にせられ形式も簡略にせられ、其出入の煩雜を省いて何人も之に付ては異議を挾む者はない、頗る便利になつたのであります、それと同じく一般會計歲入歲出と云ふ事になつて這入つて來て再びそれが特別整理基金に這入ると云ふ煩瑣な手續は何人から見ましても是は省いた方が便利であると云ふ斯う云ふやうな大體の意味に於ての事理が明白であるから可決いたしました次第であります、右委員會の經過を御報告いたします。

○假議長(侯爵德川賴倫君) 別に御發議がないやうに認めますから採決いたします、本案の第二讀會を開くべしとする諸君の御起立を煩はします。

起立者 多數

○假議長(侯爵德川賴倫君) 過半數と認めます。

○伯爵林博太郎君 直ちに第二讀會を開かれむこと

を希望いたします。

○男爵中川興長君　賛成。

○伯爵萬里小路通房君　賛成。

○假議長（侯爵德川頼倫君）　直ちに第二讀會を開いて御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川頼倫君）　御異議ないと認めます

○假議長（侯爵德川頼倫君）　直ちに第二讀會を開きます、全部を問題に供します、原案に同意の諸君の起立を煩します。

起立者　多數

○假議長（侯爵德川頼倫君）　過半數と認めます。

○伯爵林博太郎君　直ちに第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○男爵中川興長君　賛成。

○男爵石黒忠悳君　賛成。

○假議長（侯爵德川頼倫君）　直ちに第三讀會を開いて御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川頼倫君）　御異議がないと認めます。

○假議長（侯爵德川頼倫君）　直ちに第三讀會を開きます、全部委員長の御報告通り御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川頼倫君）　御異議がないと認めます。

○假議長（侯爵德川頼倫君）　日程第九、裁判所の設立に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第十、大正二年法律第九號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第十一、不動産登記法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告、日程第九、第十、第十一は一括して委員長の報告を煩はして御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川頼倫君）　御異議がないと認めます。

裁判所の設立に關する法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年二月二十日

右特別委員長

伯爵　堀田正恒

貴族院議長公爵德川家達殿

大正二年法律第九號中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年二月二十日

右特別委員長

伯爵　堀田正恒

貴族院議長公爵德川家達殿

不動産登記法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年二月二十日

右特別委員長

伯爵　堀田正恒

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵堀田正恒君演壇に登る〕

○伯爵堀田正恒君　裁判所の設立に關する法律案外二件の特別委員會の經過並に結果を簡單に御報告いたします、委員會は去る十八日及二十日に二回開催を致しました、委員會は唯今の三案を便宜上一括いたしまして、議題と致しまして、先づ政府委員より三案提出の理由の御說明を仰ぎ、漸次質問に移りました、政府委員よりの御說明の理由は去る二月十四日の本會議に於きまして述べられたと略々同樣でございまするから玆に御報告申上げますのを略します、御質問は多々ございまして、微細な點に亘つたる御質問もございましたが、政府委員に於きましては之に對しまして懇切、且つ詳細なる御答辯がござりました、唯今それ等に付きまして一々御報告申上げますのは煩雜に亘りまする故に其中の主たるものを一二御報告いたします、第一の御質問は裁判所の設立に關する法律案、並に大正二年法律第九號中改正法律案に付きまして安蘇郡中の佐野町に區裁判所を復活せしめないで特に足利郡中の足利に新設せしむると云ふのはどう云ふ理由であるかと云ふ御質問でございました、其御質問の理由と致しまして足利に新設するならば安蘇郡中三四箇町村は爲に非常なる不便を感ずる、例へば足利に往復する爲に二三日を要する不便がある、又足利町と佐野町とは非常に近距離であつて、汽車の便を借るならば、僅か十七八分で達することが出來る、故に足利に新設しなくとも佐野に復活せしめても、足利町及足利郡下の者は大したる不便を感じない、又同じやうなものであるからしてと云ふ御理由であります、又足利町と佐野とを比較したならば、其人口、戸口、生產高、直接國稅及刑事、民事訴訟事件數等の點に於て足利町は佐野町に優つて居ると云ふけれども、併し其數が非常に僅少である、尙ほ足利町には區裁判所の敷地建物はないけれども、佐野町には舊敷地、舊建物がある、何を好んで足利町に新設するか、其理由は非常に薄弱である、政府はどう云ふ考で特に佐野に復舊せしめずして足利に新設するかと云ふ御質問でございます、之に對しまして政府は成程足利に新設する爲に安蘇郡下の者は或は三四箇町村は最寄の「ステーション」に出るのに二三里、爲に足利町に往復するのに二日位を要する不便を感ずることがある、併ながら又足利町に置かずして佐野町に置くとするならば足利郡下に於ても同じく三四箇町村は最寄の「ステーション」に出るのに二三里、爲に佐野町に往復するのに二日位を要する不便を感ずるのである、又佐野町と足利町は近距離であるからして、佐野町に置いても足利町及足利郡下の者は大したる不便はないと言はれるが、それは佐野町より見たる見地であつて、又足利町から云ふならば足利町に置ても近距離である、故に佐野町の者及安蘇郡下の者は大したる不便はないだらう、要するに是等の御質問の出たことは佐野町と足利町とを單に比較されて御議論の出たことと思ふ、殊に佐野町と足利町とを比較せられて戸口、人口其の他の點に於て足利町は優つて居るけれども其數は僅かである、又足利には區裁判所の敷地、建物はないけれども、佐野には舊敷地、舊建物があるのであるから好んで足利町に置く必要はないだらうと云ふ御理由は、單に足利町及佐野町を比較せられて御議論せられるのである、政府は或は佐野町、足利町に付てのみ考へますれば、或は舊敷地あり、舊建物がある、佐野町に置くのを適當とするかも知れないが、併し政府に於ては佐野町、足利町に加へて足尾町を考へて、さうして今回足利町に新設する事にしたいと云ふのである、然らば此三箇町村を比較して足利に置くと云ふのはどう云ふ譯であるかと申せば、御承知の通りに足利町は……足尾町は近年非常なる發達をしたのである、其發達したる所の足尾は現在宇都宮區裁判所の管轄區域に屬して居るのである、爲に足尾町民は日光に出て、日光を越えて宇都宮に出ると云ふ非常なる不便を感じて居る、此際區裁判所を設け管轄區域を變更するに當つて足尾町はどうしても宇都宮の管轄區域から離さなければならぬ又割くのが宜からうと斯う考へた末に足尾と足利と佐野とは足尾を宇都宮の區裁判所の管轄區域から割くならば、どうしても三箇町村を同一なる區裁判所の管轄の下に置くのが適當であると考へたのである、故に三箇町村を比較し考慮した結果足利に置くやうにしたのである、唯足尾と足利と佐野とのみを比較すれば戸口、人口、生產高、直接國稅並に刑事、民事事件數に於いて足利は佐野に優り足尾は足利に優つて居る、故にそれ等の點から言へば佐野に置かず、足利に置かず足尾に置くのが適當である、併ながら三箇町村を一區裁判所の管轄下に置くとしても調べて見ると、足尾は佐野町、足利町から離れ三箇町村の中の中心であるとはどうしても言へない足尾を……足利を見ると足利は三箇町村の中で稍々地理上の中心、交通上の中心と見る事が出來る、尙ほ足利町と佐野町を比較すれば先程申上げた、人口、戸口、其他の點に於て足利が優つて居る故に政府は佐野に復活せしめずして足利に新設しやうとするのであると云ふ御答辯でありました、第二の御質問は不動産登記法中改正法律案に付てでございますが、今回裁判所の下に在る所の登記所の事務を便宜上他の登記所の命令に依つて委任すると云ふのであるけれども、其の委任しなければならない事務の狀態は、比較的長く續くものである、故に命令で一々委任すると云ふことにせずして登記所の管轄區域を變更し、擴張し、確定したらどうかと云ふ御質問でございました、之に對しまして政府委員は、成程登記事務の委任しなければならぬと云ふ狀況は、比較的長きに亘るものであるけれども、併し登記所の管轄は、區裁判所の……管轄區裁判所の出張所であつて、其出張所の管轄區域は、其管轄區裁判所の管轄の範圍內になくちやならぬ、即ち登記所の管轄區域は、區裁判所の管轄區域と一致して居なければならぬ、故に若しも登記所の管轄區域を擴張し變更してそれを確定すると云ふことにするならば、現行法との間に矛盾を來すのであるからして、政府は特に命令に依り委任すると云ふことにしたのであるとの御答辯でございました、是が主たる御質問でございました、尙ほ御答辯がありました、御質問が終りましてから討論に移りまして多少の御議論もございましたけれども、採決の結果、大多數を以て此三案は原

案通りに可決いたした次第でございます、此段御報告申上げます。

○伯爵柳澤保惠君　委員長に少々質問いたしたいと思ひます、唯今詳しく御說明になりました足利、佐野の爭奪の件に關しまして、佐野の方には舊い建物が殘つて居ると云ふ御話でございました、其建物は從來はどう云ふ風に使はれたのでありますか、それを伺ひたい、まだ此外にも裁判所の新設に關しまして、從來廢止されたる裁判所の復活も其中にあるのでありまするが、さう云ふ復活されたる分に付ては其舊建物は矢張り今日まで其儘になつて居るのでありますか、序に伺ひたいのであります、それから其次は或場所に新規に區裁判所が出來まする場合、即ち今度の如き場合に於きましては、其所在地の地名を付けたのがあります、又中には同じ所在地の地名を付せずして、他の名前が付いて居りまするが、是は他に類似のものがあつて避けられたのでありますか、又其地名は名が通つて居らぬ爲に、何か近邊にある名を付けたと云ふやうな御趣意でありますか、御面倒でありまするけれども御答辯を願ひます、

○伯爵堀田正恒君　唯今の御質問でございますが、委員會に於きましては、舊建物は現在までどう云ふ風に使用して居つたか、尙ほ其他の御質問に付きまして、委員會に於ては御質問又は說明がなかつたのでございます、依りて委員長から御返答いたし兼ねます。

○伯爵柳澤保惠君　然らばどなたか政府委員に於て簡單に御說明を願ひます。

○政府委員（鈴木喜三郞君）　大正二年に廢止されました區裁判所の建物は、二三箇所の外は今日まで其儘あつたのでございます、其儘存置して置きまして、出張所の用に供して置きました、唯今問題になつて居りまする佐野區裁判所の廳舍も今日に於きまして出張所として使つて居るのでございまするが、最早建設以來三十年も經つて居りまするので、餘程朽廢をして居ると云ふ狀態でございます、それから裁判所の廳名が所在の町村の名前に依るものあり、或は郡の名前に依るものもありまするが、是は其所在の町村の名前に依るものと致しまするとと云ふと、重複する場所が起りまするからそこで重複するやうな所を避くるが爲に、斯かる場合に於きましては郡の名前に依る所もあるのでございます、左樣御諒承を願ひます。

○小野田元凞君　委員長に御尋いたしまするが、此佐野區裁判所の復活と云ふことに付きましては、前議會にも請願がございましたるのみならず、每回是が請願がありまするやうに存じます、其請願委員會に於きましては、復活と云ふことに重きを置きまして、總てそれで採擇になつて居るのでございます、然るに今回の改正を見ますると、本會に於きましては足尾に重きを置かれて更らに足利に置かれたと云ふことになつたのみならず、先刻委員長から縷々御說明になりましたが、要するに政府の御趣意に御贊成になつて特別委員會は全會一致を以て御決議になつたと云ふ御說明でございますと思ひますが、請願委員會に於て再々採擇をしたことに付ては特別委員會に於ては何等御討議がなかつたのでございますかそこを伺ひたいのであります。

○伯爵堀田正恒君　ございませぬのでございます。

○加太邦憲君　私は委員の一人でございまするが、唯今小野田君の質問に付て何等政府に質問のないと云ふ事であつたやうに聽取りましたが、それに付て聊か御答へいたしたいと思ひます、簡單でございますからどうぞ……一體復活と云ふ文字を用ひて詰りこちらで大正二年の裁判所が澤山廢されました時に復活々々と云ふ文字が大いにそれに使はれて居りましたが復活と云ふ文字が用ひられて居りましたから今度裁判所が新規に出來まするに付て必ず舊の地に復活せしめなければならぬと云ふそう云ふ文字に絡んだることは、私はそんな狹い理由には思ひませぬから、質問の要もないから質問いたしませぬのでございましたが、詰り裁判所を復活すると云ふことは例へば安蘇、足利此兩郡を以て一區と致して居るのであります、其一區の裁判所が廢せられまして、遠い栃木に行かねばならぬ、斯う云ふことになるのでありまするから、大體から申しまするど、佐野に復して呉れの、何處に復して呉れと云ふのではなくて、詰り是までの管區に裁判所が一つ出來なければ、大變遠方に行かなければならぬと云ふことになるのであります、それでありまするから、私は政府の意を考へまするのに復活と言つたからと言つて、必ず舊の位置に復活せしめなければならぬと云ふ狹い理由ではなからうと思ひまするのです、即ち其の管區に復活すれば其地方全體の人民の便利になることになりまするからそれで宜しい、私はさう云ふ風に廣く解釋を致して居りましたから、一向政府に質問する必要は認めませぬのでした、さう私は必得て居りましたのであります、それで答になつたと思ひまするから、一言申述べます。

○男爵坂本俊篤君　私も特別委員の一人でございましたから、質問を致すことを差控へて居りましたが唯今小野田君から質問になりましたことに付てちよつと誤解がありはしないかと云ふことを懸念いたしますから、說明旁々一言申述べて置きたいと思ひます、小野田君の御尋に依りまするど何か是が特別委員に於て全會一致を以て可決されたかの如くに御了解でございましたが、實際はさうでないのでございます、不幸にして私一人政府の案に同意を表せなかつた爲に、全會一致を得なかつた次第でございますそれに附加へまして、自分が是れに反對を致した理由を申上げたいと思ひます、成程政府委員の御說に依りまするど云ふと、一つ所に置く所の裁判所は、何所の方面からも便宜になるやうにと云ふことは、是は到底出來ないことで、多少どちらかに不便のあることは免かれないのでありますが、要するに全體を通じて不便の少ない所を選ぶと云ふことが、適當であらう、斯う云ふ見地から致しまして、私は反對いたした次第である、成程佐野に置きますれば、足利の一部に於きましては、それに對して不便がございませうが、足利に於きまするることは、佐野の郡民に取つては、より以上の不便であると云ふことで、是は足利に置けば佐野の郡民の一部に於きましては或所からは五六里も步いて參りまして、さうして東武線と申しまするか、あの本線に接續いたしまする所の支線に辿り著きまして、それから其支線を經て更に又東武線に移りまして、乘換へてさうして足利の方に參らなければならないことになります、然るに之を佐野に置きまする場合に、足利の方に如何なる不便がありますかと申しますと、政府委員の御說明に依りましても、先づ遠い所で二里位の所であると云ふことであります、或は場所に依つては三里位の所もあらうかと、私は地圖の上で測りますとございますが、兎に角其所に今の線路へ出ますのには、直ぐに二三里を步きますれば、停車場の何所かへ取著きますから、其停車場へ取著いで直ぐに佐野の方に參りまするると云ふことになりますから、是は餘程安蘇郡の村落に在ります者に對する者よりも簡便であります、是は議論も何も要らない、唯地圖を見さへすれば此點は明白であるのであります、であるからして交通上の便利から申しまするど、佐野、足利の全部から見渡した所で、佐野に置くと云ふことが適當であると私は信ずるのであります、又政府は安蘇、足利の兩郡以內に於きまして、足利に置くことを適當とする理由は、足尾町が今回其方に這入つて來たから、足尾町が這入るとすると足尾、足利、佐野と云ふ順になるから、足利の方が中心になる、であるからして何處へ置くかと云へば、足利へ置くが適當であると云ふことの御說明でありましたが、中心と云ふことは大層耳に響が宜しうございますが、其地たるや僅に佐野から足利までは十九分で到著するのでありまして、少し佐野町の方へ、いや足尾の方へ片寄つて居ると云ふ位のものであります、距離から申しまするど殆ど……距離ではございませぬ、時間から申しまするど十分の一位な關係になつて居ると考へるのであります、左れば裁判所に用があつて足尾町から佐野町に參りまするには、足利町を通拔けて十九分の間と云へば、僅か煙草二三服喫んで居れば宜いと云ふことの理由に過ぎない、私は考へるのであります、それのみならず此足尾町と云ふものは、日光から隔ては極く僅かなものでございまして、唯今は汽車がございませぬか、是は鐵道院の線路圖などを見ましても、測量線として足尾と日光とは結付けられて居るのでありますから、是は早晚鐵道が開通することになるのであらうと思ふ、さうしまするど其曉には元々足尾と云ふ所は、安蘇郡の一部であつたと云ふことに記憶いたしますが、兎に角安蘇郡の方に屬すべき地形に在ると云ふことであります、さうしますと其鐵道が連絡いたしました曉には、當然今日の宇都宮の方へ管轄すべきが當然であると思ふ、さうすると今日だけで鐵道が開通した時は、再び元へ戾る、斯う云ふことではあるまいかと思ふ、尙ほもう一つ理由として考へなければならぬことは、此足利と佐野とは今回の裁判所の設立に關する事柄で頗ぶる人民の間に葛藤を生じ、或は商取引を中止するとか、又は銀行の預金を取付けするとか云ふやうなことも云つて居る位でありまして、其勢ひの趨く所は如何なる紛擾を來すかも知れぬと云ふやうな現象も見えて居りますが、左樣なることは

感情の問題と致しましても、此我が東北に於ける所の殖産興業の大切な場所に於て、斯かることがありますと云ふのは、誠に將來の發達に對して望ましくないことは勿論のこと、又政府に於かれましても、多年の民意を容れられて、さうして左樣に善政を布く……

○假議長（侯爵徳川頼倫君）　坂本男爵にちよつと申上げます、唯今委員長の説明を補足せらるるならば結構でありますが、御意見を御混ぜにならぬやうに願ひたい。

○男爵坂本俊篤君　承知でございます、左樣に善政を布かれる積りで今回の取計ひになることが、却つて斯樣な紛擾を起すと云ふことは、政府に於かれましても蓋し御本意でないと、私は推察するのであります、其他唯今も小野田君から指摘された、請願の趣意と云ふものを尊重される意味に於て、大正六年までは此安蘇、佐野、足利の兩町民が相携へて請願を致して來たものを、それが採擇になつて居ると云ふことでございますれば、此請願のことに付きましても、大に御考慮にならなければならないことゝ考へます、是等の理由を以ちまして、私が政府案に反對しました次第でございますから、唯今の委員長の補足と致しまして、左樣一言した次第であります。

○伯爵柳原義光君　本員は政府委員に一言質問いたしたいのでございますが、宜しうございますか。

○假議長（侯爵徳川頼倫君）　宜しうございます。

○伯爵柳原義光君　本案は足利區裁判所が新設で、他は全部復活になつて居るのでありますが、此賛否を決する上に於て、尚ほ安蘇郡利害關係者の陳情書も一通り讀んで見ましたが、此中には利害關係を異にする兩地方の間に互の意思も疎通して居りまするから、今一年間は設置することは見合せて貰ひたい意思の疎通が彼我の間に出來て居ると云ふやうなことが陳情書に書いてございます、必しも本員は此陳情書を確信する譯ではありませぬが、政府に於ては其邊に於ても一應考慮せられたものでありませうか特に此一縣のみが新設になると云ふことは何等か其背後に伏在するものがあるやうに思ひますから、明かに御説明あらむことを希望するのであります。

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇に登る〕

○政府委員（鈴木喜三郎君）　今回政府が佐野の舊位置を復活いたしませぬで、足利町に新置することに定めましたる考は、先程から委員長より復報告がありましたる理由に基く次第でありまして其他に何等の意思がある譯ではないのであります、勿論今日足利、佐野兩郡だけの關係に於きまして生産力から、人口から、戸數から總ての關係を考へて見まして、此兩郡だけを一の管轄區域として新たに裁判所を拵へると云ふことを考へましたならば、議論もなく、疑もなく佐野町に置くべきでなくして足尾町に置くと云ふことは疑ひなきことでございます、唯茲に聊か問題になる點は、從來佐野町に在つて足利町になかつたと云ふ所も、亦一面多くの所と言ひ條殆ど全部舊位置を復活して居つたものを、單り足尾だけを復活して……佐野町を復活せずして足利に置いたと云ふ所から何か茲に存在する隱れたる理由でもありはせぬかと云ふ御疑惑もありませうけれども、其點は先程委員長から御報告になりましたる通り、足尾鐵道の開設せられざる以前に於きましては足尾と云ふ町が宇都宮に行くを以て便利としたのでございますが、今日足尾鐵道が開設いたしました場合に於きましては、總ての關係に於きまして足尾の住民は皆此足尾鐵道に依ると云ふことになつて居ります、而して刑事事件に於きましては阿蘇郡内に起る事件足利郡内、此二郡内に起る所の刑事事件と、單に足尾町に起りまする刑事事件との其數は略々彷彿たるものであります、兩郡合せて刑事事件は二百十件ばかり、單に足尾町一町村に於きまして刑事事件の數が約百七八十、殆ど其數と云ふものは彷彿たるもので、是は場所柄と云ひあゝ云ふ、所でありますからして、從つて騷擾……殺傷事件なども起るのでございますさう云ふやうな刑事事件に於きましては誠に二郡と殆ど彷彿たる所の事件があるのであります、其事件のありまするのを、足利を越へて佐野町に至る斯う云ふことに對しますと、成程佐野町と足利町では汽車に致して僅かに十九分か十八分で參れるのでありますけれども、左樣に刑事事件に於ても多いのを之を積算いたしますれば、官民共に不便を蒙むると云ふことは多大のことでございます、さう云ふ次第から致しまして地理的關係に於きましても足利が眞ん中であると云ふ所から、足利に今日置くと云ふことの提案を致しました次第でございます。

○伯爵柳原義光君　鈴木司法次官に伺ひたうございます、昨年……大正七年八月に司法次官が其地方に於きましての御演説に、僅かに人口、生産の增加とか汽車時間の相違を以て裁判所の位置を變更すべきものでない、故に足利に佐野區裁判所を移すが如きことは、全くあり得べからざることである云々と云ふことを仰せられたと云ふことが或る文書に書いてあります、併し此印刷物を必ず信ずると云ふ譯ではありませぬが、果して左樣であつたならば、其御意見は御取消に相成つたのでありますか、伺ひたいと思ひます。

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇に登る〕

○政府委員（鈴木喜三郎君）　距離の多少のこと、事件の多少の相違に依つてほです、先きに存置せられましたる所を廢めて、新たに置くと云ふことはせぬと云ふこと云ふ述べ置きました、それでありますから、先程申上げました通り足尾と云ふものを見ませぬければ、それは佐野に置くか、足利に置くかと申せば、從來足利にはなくして佐野に在つたのでありますから、佐野を復活すると云ふ議論が或は至當であるかも知れませぬが、先程來申しました通り足尾と云ふものが斯樣な發展をして來つて、さうして事件が多い、さうして見ますればどうしても此足尾と云ふものを宇都宮の管轄から割いて阿蘇、足利兩郡を管轄する裁判所に附屬させなければならぬ、斯う云ふ理由から致しまして、佐野に復活せずして足利に置く斯う云ふことにしたのであります、それでありますからして、繰返して申しますれば、足尾と云ふものを見ない限りに於てはそれは佐野に置いた方が人情上至當であらうと云ふ議論も出ませうが、當時足尾と云ふものは、宇都宮より割かなければならぬと云ふ理由が茲に生じた、それは足尾鐵道開通の爲に……左樣な理由から致しまして裁判所の位置を變更すると云ふ次第に至つた次第であります。

○小野田元凞君　簡單に政府委員に御尋申しますが今回の改正案は足尾に非常に重きを置かれて居るやうでありますが、足尾鐵道と云ふものを御取りになつたのでございませうが、是は不完全の鐵道であつて、足尾の銅山を專らとするのであつて、あの邊の住民は非常に之で通ることを險呑に思つて通る者が少い政府は山越して宇都宮に出る者と、又こちらの足尾鐵道に依る者との訴訟の件數を御調べになつたものがありますならば、御示しを願ひたい、尚附加へて置きますが、段々日光も發展しまして足尾の方に餘程近くなつて居ります。

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇に登る〕

○政府委員（鈴木喜三郎君）　唯今御質問の事項は未だ調査をして居りませぬ。

○矢口長右衞門君　ちよつと政府委員に質問いたしますが、此足尾は土地柄から見ましても、亦近くは鐵道が足尾と日光間に敷設せられると云ふ意味から見て、此宇都宮に當然管轄を置くと云ふことがどうしても至當だと云ふので一二年の中には此鐵道を敷設されるのでありますから、地勢上から申しても足尾と云ふものは是は宇都宮の管轄に移すが至當なりと本員は信じて居ります、さうすれば問題は阿蘇、足尾の二つである、で政府に於ては其邊の事に注意をされて調査を致したのでございますか其邊を承はりたうございます。

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇に登る〕

○政府委員（鈴木喜三郎君）　御承知の通り昨年來……一昨年來復活いたしましたる裁判所に付きましても、現狀の交通狀態に見まして、それを定めました次第であります、今回提案いたしました三十一箇所の裁判所の位置に付きましても、現狀の交通機關、現狀の經濟狀態と云ふものに依りまして定めました次第でございますから、今後十年の後に於きまして定めましたならば、或は裁判所の位置に付きましても之を改正する時期があるかも知れませぬ、今日定めましたのは今日の狀態に於て定めました次第であります、左樣御諒承を願ひます。

○矢口長右衞門君　唯今政府委員の御説明がございましたが、此足尾と日光間の鐵道と云ふものは人民に於て請願いたしたことがあるので、それを政府は是は政府に於て敷設するのであるから是は許可せぬと言つて却下になりました、是は早晩、早晩のみならず近く此鐵道は開通されるものと思ひます、又然かすれば此地勢上から言ひましても一番宇都宮と云ふのがどうしても本當である、足尾は宇都宮に出るのが本當で、足尾、足利と二つは遠き將來は、五年十年と云ふ後はどうか知れぬと言ふが、足尾日光間は地勢の上から見まして……

○假議長（侯爵徳川頼倫君）　矢口君に御尋致しますが、御質問でございますか。

○矢口長右衞門君　はい、それで十年とかさう云ふ

遠い問題でなくして近い中に行はれると思ひます、之を政府は算用に入れて置きませぬか、遠い問題ではございませぬ、五年、十年と云ふ問題でなくして近いことの質問を申上げます。

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇に登る〕

○政府委員（鈴木喜三郎君）　唯今御話の線は所謂豫定線であるかの如き事實は私も承知して居ります、併ながら彼の線が開通になりました所で必ずしも宇都宮に出るを以て便利とは心得へませぬ、左樣御諒承を願ひます。

○伯爵廣澤金次郎君　第二讀會を開くべしと云ふ動議が出ませうが、其希望を申上げて御贊成を願ひたいと思ひます、本問題に付きましては唯今議場に於て委員會に於て何分も問題の起らざることに於て、色々此所に初めて諸方面の議論を伺ひましたが、吾吾贊否を決するに甚だ苦しみます、且つ又政府委員が今小野田さんの御請求の統計表の如きも御手許にないと云ふことでありますから、是は定期の時日を置いて二讀會を開かれむことを希望いたします。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川賴倫君）　廣澤伯爵に申上げますが、唯今のは第二讀會に移しましてからで宜しいかと思ひます。

○伯爵廣澤金次郎君　移る前でございます。

○假議長（侯爵德川賴倫君）　採決を致します、日程第九、裁判所設立に關する法律案第二讀會を開くに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〔「異議あり」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川賴倫君）　第二讀會を開くべしとする諸君の起立を煩します。

起立者　多數

○假議長（侯爵德川賴倫君）　過半數と認めます。

○伯爵廣澤金次郎君　此場合に於て先程動議と申しますか、希望をもう一應述べますが、本日は是に止め置きまして第二讀會は二三日若くは熟慮の上、此二讀會を開かれむことを希望いたします。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川賴倫君）　廣澤伯に申上げますが議長は直ちに二讀會を開くべしと云ふこともございませぬから規定の何を經まして宜しいかと存じて居ります。

○假議長（侯爵德川賴倫君）　御諮りを致しますが、第十、第十一の日程は一括して御異議ございませぬでございますか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川賴倫君）　御異議がないと認めます。

○假議長（侯爵德川賴倫君）　日程第十、第十一を第二讀會に移すことに御異議ございませぬか、……第二讀會を開くことに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川賴倫君）　御異議ないと認めます休憩を致します、午後一時半まで休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後一時四十二分開會

○假議長（侯爵德川賴倫君）　報告を致させます。

〔長書記官朗讀〕

本日本院に於て可決したる左の政府提出案は直に裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案

戰時利得稅法中改正法律案

作業會計法中改正法律案

海軍工廠資金會計法中改正法律案

國債整理基金特別會計法中改正法律案

本日特別委員長より左の報告書を提出せり

帝國大學特別會計法中改正法律案可決報告書

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案可決報告書

大正七年法律第四號中改正法律案可決報告書

○假議長（侯爵德川賴倫君）　これより會議を開きます、御諮りを致しますが、議員森山茂君薨去せられましたから、弔辭を贈りたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川賴倫君）　御異議ないと認めます

○假議長（侯爵德川賴倫君）　朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案に付きまして、政府委員の答辯がございますから、直ちに本案の第一讀會の續を開きたいと存じます、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川賴倫君）　鈴木政府委員。

〔政府委員鈴木穆君演壇に登る〕

○政府委員（鈴木穆君）　先刻石黑男爵より御尋ねの總督府院及濟生院に於きまする患者數及其經費を申上げます、有料患者の數は延人員に致しまして百七萬八千人、施療患者の數が同じく百七十三萬五千人でありまして、合計二百八十一萬三千人となります之に要しまするに患者費は有料患者の分は年額四十八萬餘圓でありまして、施療患者のものが十九萬二千餘圓であります、合計六千七萬三千七十九圓と相成ります、是で一日の患者の經費は有料患者が四十四錢五厘、施療患者が十一錢一厘、總平均二十三錢九厘となりまする、濟生院は孤兒の數が百七十五人盲啞者が六十五人、合計二百四十人になりまする、其教養費は年額三萬一千八百二圓でありまして、是が一日當りは三十六錢三厘となります。

○男爵石黑忠悳君　唯今政府委員の御答に依りまして大要了解いたしましたが、但し此席ではございませぬが、此の序に政府委員に御願ひして置きますが此施療患者の食料が一日幾らになり、藥料が一日幾ら、被服料が幾らになり、醫師の給金を割りますと幾らになると云ふことを後日で宜しうございますから、書面を頂戴いたしたいと思ひます、それだけ御願ひ致します。

○政府委員（鈴木穆君）　承知致しました。

○假議長（侯爵德川賴倫君）　別に御發議もないやうでありますから、採決に移りますが、本案の第二讀會を開くべしとする諸君の御起立を煩します。

起立者　多數

○假議長（侯爵德川賴倫君）　過半數と認めます。

○男爵高木兼寬君　直ちに第二讀會を開かれむことを希望致します。

○男爵中川興長君　贊成。

○假議長（侯爵德川賴倫君）　直ちに第二讀會を開くべしとする動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川賴倫君）　異議なしと認めます、直ちに第二讀會を開きます、全部を問題に供します原案通り御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川賴倫君）　御異議ないと認めます

○男爵高木兼寬君　直に第三讀會を開かれんことを希望します。

○男爵中川興長君　贊成。

○小野田元凞君　贊成。

○假議長（侯爵德川賴倫君）　直ちに三讀會を開いて御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川賴倫君）　御異議ないと認めます直に三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川賴倫君）　御異議がないと認めます。

○假議長（侯爵德川賴倫君）　大正七年度特別會計歲入歲出豫算追加案特第一號會議を開きます、全部委員長の報告通りで御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長（侯爵德川賴倫君）　御異議ないと認めます

○假議長（侯爵德川賴倫君）　日程第十二、大正七年法律第三十七號中改正法律案、衆議院提出、第一讀會。

大正七年法律第三十七號中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正八年二月二十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

大正七年法律第三十七號中改正法律案

大正七年法律第三十七號中左ノ通改正ス

第一號「生牛」ノ下ニ「及生牛肉」ヲ加フ

○伯爵柳澤保惠君　本員は此問題に關しまして政府に伺ひたいのでございますが、是は今日此處で改めて申すのではございませぬ、此本議場に於きまして衆議院送付の案に對しては、從來殆ど例外なしに政府の何等說明がなかつたのであります、此點に關しては屢々同僚の議員諸君より政府に御注意したことがあります、併し其御注意は此度の政府にも御傳達がないのでありますか、相變らず何の御說明がございませぬ、是は衆議院案でございますから、無論、政府の御存じのことではありますまいが、苟も法案となつて茲に現はれた以上は、私は殊に法制局長官が出席せられて說明せられることが至當と考へるのであります、何故に御說明がないのでありますか、一應御辯明を得たいと考へます。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君） 唯今法制局長官が見えませぬので私より一言申上げます、此衆議院提出の大正七年法律第三十七號……

〔「もう少し大きな聲で願ひたい」と呼ふ者あり〕

法律第三十七號に付きまして政府は衆議院に於て同意を致したのでございます、左様御了承を願ひます

○假議長（侯爵德川賴倫君） 別に御質問がありませぬやうでございますから、本案の特別委員を報告致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

大正七年法律第三十七號中改正法律案特別委員

侯爵佐々木　行忠君　　子爵牧　野　忠篤君
子爵伊集院　兼知君　　石　塚　英藏君
男爵東鄕　安君　　室　田　義文君
多勢　鎗五郎君　　土　田　萬助君
平尾　喜三郎君

○假議長（侯爵德川賴倫君） 日程第十三、銚子港修築の請願、第十四、田島區裁判所復舊の請願、第十五、靑森縣西津輕郡稻垣村に登記所設置の請願、第十六、都城福島間鐵道敷設の請願、第十七、妻輕便線を杉安迄延長の請願、第十八、山口縣豐浦郡豐田下村に三等郵便局設置の請願、第十九、上越鐵道を高崎市より起工速成の請願、第二十、煙草耕作組合に交付金下付の請願、第二十一、大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の請願、第二十二、蠶業試驗場支場設置の請願、第二十三、三國區裁判所復設の請願、第二十四、高田區裁判所出張所設置の請願、第十三より第二十四まで一括して御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〔左の意見書案は朗讀を經さるも參照のため茲に蒐錄す以下之に傚ふ〕

意見書案

銚子港修築の件

千葉縣市原郡八幡町千葉縣水產會長宮吉長五郎外五名呈出

右の請願は銚子港は相模灘以北二百餘海里に亘る大認場に於ける唯一の漁業根據地にして避難港たり然るに港口には岩礁點綴し危險甚しく激浪に際しては漁船の遭難絕ゆる事なく近時益危害を增加するの狀況にして之か修築は至要の急務に屬すと雖到底一部府縣の支出の堪ふる所に非さるを以て國費を以て大正八年度より同港を修築せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

田島區裁判所復舊の件

福島縣南會津郡田島町長湯田千代作外十三名呈出

右の請願は曩に行政整理の結果田島區裁判所を廢し其の管轄區域たる福島縣南會津郡を擧げて若松區裁判所の管轄に屬せしめられたるも同郡と若松市とは距離極めて遠く交通甚不便にして多額の費用を要し遺憾尠からさるを以て田島區裁判所を復設せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

靑森縣西津輕郡稻垣村に登記所設置の件

靑森縣西津輕郡稻垣村長藤田藤左衞門呈出

右の請願は靑森縣西津輕郡稻垣村は區域廣く戶口多くして登記事件夥多なるに拘らす所轄登記所を隔つること遠く交通屢杜絕せらるるを以て同村内に登記所を設置せられむことを屢議院に請願し採擇せられしと雖未實行せられさるは甚遺憾なるに依り之か敷地建物は稻垣村より寄附するを以て速に之を同村に設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

都城福島間鐵道敷設の件

宮崎縣北諸縣郡高城村士族農新穗千秋外二百六十五名呈出

右の請願は都城志布志間輕便鐵道の敷設は大正八年度豫算案に計上せられたりと雖若之を宮崎縣下福島町迄延長せさるときは單に鹿兒島縣囎唹郡及宮崎縣北諸縣郡を連絡するに止まり宮崎縣南那珂郡は毫も其の恩惠に浴するを得さるのみならす水陸產業の開發上甚遺憾なるを以て將來飫肥油津間縣營輕便鐵道に連絡せしむる目的を以て先つ同町迄之を延長せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

妻輕便線を杉安迄延長の件

宮崎縣宮崎郡宮崎町長加藤七五郎外三十四名呈出

右の請願は宮崎縣下妻輕便線を妻より三哩餘を隔つる杉安迄延長するは米良山地の豐富なる利源を開發する所以なるのみならす從來同地方に山積せる貨物を福島港に迂回搬出せるの不便を除き該線の効用を全うするものなるを以て速に之を延長敷設せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

山口縣豐浦郡豐田下村に三等郵便局設置の件

山口縣豐浦郡豐田下村長松井修三呈出

右の請願は山口縣豐浦郡豐田下村は長門鐵道の停車場所在地にして戶口增加し貨客の集散頻繁にして通信繁多なるに拘らす里餘を隔つる西市郵便局の管轄に屬する爲不便不利尠からさるを以て速に同村大字手洗字下飯塚に三等郵便局を設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

上越鐵道を高崎市より起工速成の件

高崎商業會議所會頭小島[illegible]平呈出

右の請願は上越鐵道の敷設は著しく輸送力を增進し單に上越二州の寶庫を招くのみならす軍事上大なる利便あるを以て完成の速ならむことを望むや切なり故に長岡市の一方面より起工するか如きは完成の時期を遲延せしむるのみならす高崎市方面にかける沿道地方の富源の開發の爲遺憾なるを以て速に高崎よりも起工せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

煙草耕作組合に交付金下付の件

德島縣三好郡山城谷村池田專賣支局管內煙草耕作組合長大野協外一名呈出

右の請願は池田專賣支局管內煙草耕作組合は煙草耕作人と同支局との中間に立ち斯業の發達と事務の圓滿とを計らむか爲關係法規の周知反則者の處分、耕作段別の配當、書類の整理等を行ふと雖其の經費多額に上り勞銀、肥料等の暴騰せる今日之を組合員たる耕作人に負擔せしむるは甚苛酷なるを以て同組合に對し政府より相當なる交付金を下付せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の件

三重縣桑名郡桑名町士族無職業退役陸軍一等主計笹川周德外百六十九名呈出（十五通）

千葉縣安房郡那古町米穀販賣業鈴木久米吉呈出

靑森縣弘前市大字在府町士族退役陸軍步兵少佐小友勝次郎外五十四名呈出

右の請願は大正六年法律第六號を以て軍人恩給法

を改正して恩給を受くるの事由か明治四十四年三月以前に生したると同年四月以後に生したる事に依り支給額を異にするの不公平を除去せられたるも尙扶助料は大正九年分より初めて增加せられ退職恩給又は免除恩給は同十一年分より初めて增加せられたる全額を給せらるるは物價暴騰せる今日に於て受領權利者の甚苦痛とする所なるを以て大正八年一月より十二月迄の分より增加せられたる全額を支給せらるるやう同法則第五項及第六項を改正せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

蠶業試驗場支場設置の件

廣島縣蠶種同業組合組長廣瀨定太郎外一名呈出

右の請願は蠶業試驗場支場の配置妥當を闕くか爲中國及四國各縣に於ける蠶業の進步著しきものあるに拘らす之か參考資料並原蠶種等は總て氣候風土相違せる綾部若は熊本支場の供給に俟たさるへからす爲に蠶種製造者及一般養蠶者の蒙る不便不利甚しきを以て中國中適當の地に蠶業試驗場支場を設け優良蠶種の普及を計り且斯業の模範を示されたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

三國區裁判所復設の件

福井縣坂井郡三國町長岡崎保二郎呈出

右の請願は三國區裁判所は明治三十五年中廢止せられたるも其の管轄に屬せし福井縣坂井郡は縣下の大郡にして加ふるに郡內三國町は取引頻繁なると共に諸般の事務敏捷を要するに拘らす區裁判の設なきは地方住民一般の不便とする所なるを以て速に同區裁判所を復設せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

高田區裁判所出張所設置の件

新潟縣西頸城郡根知村平民農齋藤勇治郎外三十三名呈出

右の請願は新潟縣西頸城郡根知、小瀧の兩村は近時登記件數增加したるに拘らす之を管轄する高田區裁判所糸魚川出張所との距離遠く且道路は姬川の急流に沿ひ降雨積雪に際しては交通杜絕し爲に登記申請の時期を失し農民の不便甚しきを以て根知村大字根小屋に高田區裁判所出張所を設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

○假議長(侯爵德川賴倫君)　別に御異議ございませぬければ委員長の報告通り採擇いたして御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○假議長(侯爵德川賴倫君)　御異議ないと認めます次の議事日程は槖報を以て御通知に及びます、本日は是で散會いたします。

午後一時五十四分散會

○大正八年三月一日(土曜日)

午前十時一分開議

議事日程　第十四號

第一　男爵後藤新平君、杉田定一君、田中源太郎君、三木與吉郎君請暇の件

第二　大正八年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)審査期限を定むるの件

第三　道路法案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

第四　大正六年法律第六號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

第五　時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

第六　高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

第七　裁判所の設立に關する法律案(政府提出、衆議院送付)　第二讀會

第八　大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第二讀會

第九　不動產登記法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第二讀會

第十　帝國大學特別會計法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第十一　東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第十二　大正七年法律第四號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

○議長(公爵德川家達君)　是より諸般の報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

去月二十六日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

大正七年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

同日本院に於て採擇すへきものと議決したる銚子港修築の請願外十一件の請願は各意見書を付し即日之を政府に送付せり

同日議決したる決議文は即日之を外務大臣に送致せり

同月二十七日請願委員長より左の報告書を提出せり

請願文書表第六回報告書

同月二十八日委員長より左の報告書を提出せり

鐵道敷設法中改正法律案可決報告書

北海道鐵道敷設法中改正法律案可決報告書

請願委員會特別報告第四號

○議長(公爵德川家達君)　是より會議を開きます、日程第一、男爵後藤新平君、杉田定一君、田中源太郎君、三木與吉郎君請暇の件、後藤男爵海外旅行に付き會期中、杉田君病氣に付き十二日間、田中君病氣に付き八日間、三木君病氣に付き八日間の請暇でございます、何れも許可を致して御異存はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　日程第二、大正八年度歳入歳出總豫算追加案第二號、審査期限を定むるの件本日も御異議がなければ通牒文の朗讀を省略致したく存じます。

〔左の送付文は朗讀を經さるも參照のため茲に截錄す以下之に傚ふ〕

(第二號)大正八年度歳入歳出總豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月二十五日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

〔國務大臣男爵高橋是淸君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是淸君)　本案は高等諸學校の創設及擴張に關しまする經費で、其大要を述べますれば、總費額四千四百五十餘萬圓でございます、之を大正八年度以降六箇年間に支出するものでございまして、其大正八年度の金額は二百九十餘萬圓でございます、其計畫の內容は大體學校の創設の擴張及致員養成の二項目を骨子と致しまして、尙ほ之に隨伴する所の事務費を加へて三項目に分れて居ります然る所右計畫に對しまして畏くも御內帑金一千萬圓を下賜相成るべき御沙汰がございましたに付き、右御下賜金及公債又は借入金を以て之を支辨するの計畫を立てたのであります、御內帑金は每年二百萬圓づゝ五箇年度に亘つて下賜せらるべき御沙汰でありますから、大正八年度に於きましては、九十餘萬圓に依る計畫と致したのでございます、御審議の上速に御協贊あらむことを望みます。

○男爵石黑忠悳君　本員は政府に質問がございます此案にも御下賜と申しまする字がございます、又唯今大臣の御說明中にも內帑より賜はると云ふことがございまして、陛下が敎育のこと、殊に此靑年に對しての厚き御思召の斯くまであらせられると云ふことは深く感佩いたしまするので、此深く感佩いたしまする共に、是が御下賜に相成りました經過を拜聽いたしまして、此感を深く致したう存じます、並に此下賜のございましたのは如何なる御沙汰書がご

ざいましたかと云ふことを拜承いたしまして、益々感を深く致したう存じますので、其二つを承りたう存じます。

〔國務大臣中橋德五郎君演壇に登る〕

○國務大臣（中橋德五郎君）　甚だ申譯けありませぬが、唯今石黑男爵より御尋がありました御趣意を、少し遲刻を致しまして、十分に聽取り兼ねましたから勝手でございますが、もう一度どうぞ御話を願ひます。

○男爵石黑忠悳君　然らば繰返します、本案の説明に御下賜金と云ふ文字がございます、唯今大藏大臣の御説明中にも御下賜云々と云ふことがございました、本員は陛下が斯くまで教育のことに御心を寄せさせ給ふと云ふこと靑年の上に付て深き御思召を垂れさせ給ふと云ふことに付きましては深く感激いたしまするを共に、此下賜金が如何なる經過で御下賜に相成りましたかと云ふことを承りまして、且つ又此御下賜金に付きまして如何なる御沙汰がございましたかと云ふことを承りまして、益々此有難き感じを深く致したう存じますので、此二つのことを承りたい、斯樣に質問いたしましたのであります。

○國務大臣（中橋德五郎君）　能く分りましたです、御答を致します、昨年現内閣が成立いたしましてから、豫て教育振興と云ふことも同志の者が熱心に唱へ講究をして居りました結果、先づ第一に此教育の振興に付て計畫を立てたいと云ふ考を起しまして、それ〴〵調査を始めた譯であります、然るに一昨年以來設けられてありました所の彼の臨時教育會議に於て、段々御研究になつて、御答申になつた答申案も澤山あります、彼れ此れ研究いたしました中で、其答申に基いたる計畫も致したし、又他の計畫も致したいと云ふことの考を起しまして、一面には上は大學より下は初等教育に從事して居りまする教官の待遇と云ふものを、改善を致したいと云ふ考を起しました、又一面には高等教育機關は今日設備が非常に遲れて居ると云ふことを考へまして、此缺陷を補ひたいと云ふことに付きまして、高等教育機關の增設と云ふものを計畫すると云ふ案を調査研究した譯であります、色々の案を調査いたしまするに彼れ此れ日を費して居りましたが、其事が圖らずも、叡聞に達しまして、内帑御下賜の御達しを蒙つた譯であります、此の御内帑金の御達しは總理大臣を御呼出しになりまして、御達しになつたのであります、茲に其御達し文を朗讀いたしませうであります、昨年の十二月二十五日であります、斯う云ふ文章であります、「高等教育機關擴張の計畫有之る趣被聞食思召を以て内帑金一千萬圓下賜候旨御沙汰被爲在候」斯う云ふ御達しがあつたのであります、斯の如き有難き思召を蒙りましたに付きましては、當局者に於きましては、愈々此擴張案を纏めまして、熟心之が遂行に從事いたすことに相成つたのであります、此纏めましたものは、即ち本日本院の會議に御願ひ致しまする第二號大正八年度追加豫算案であります

○男爵石黑忠悳君　唯今文部大臣の御説明を承りまして、本員は益々陛下の大御心を有難く感佩いたします、次第であります、政府は若し此御下賜金がございませぬかつたらば、此計畫は如何になさるのでございませう。

〔國務大臣中橋德五郎君演壇に登る〕

○國務大臣（中橋德五郎君）　御答いたしますが、此御下賜金が若しなかつたとした時にはどうするかと云ふ御話でありますが、それは計畫の途中には此御沙汰がありましたから愈々私共感激を致しまして、此計畫を進行した譯でありますが、さう云ふ事實の經過に相成つて來たのであります、蓋し萬一此御沙汰がありませぬに致しましても、多分進行を致して居つたらうと思ひますが、それは唯想像に過ぎませぬ。

○男爵石黑忠悳君　然らば政府は此御下賜金がございませぬかつたらば、此計畫の中で即ち本年は二百九十八萬六千四百三十圓とございますが、政府は九十八萬六千四百三十圓で之を計畫されるのでございませうか、斯くの如き御問ひを致しますのは、本員は政を爲す人が、當然國費を以て國事を營みますと云ふ上に付きまして、御下賜金殊に莫大の御下賜金を得ますると云ふことは餘程是は考へませぬければ相成りませぬことのやうに考へますので、斯くの如き問を致しますのでありますが、若し御下賜金がございませぬかつたらば、九十八萬圓で此計畫を爲されると云ふ積りでございませうか。

〔國務大臣中橋德五郎君演壇に登る〕

○國務大臣（中橋德五郎君）　是は斯う云ふことになつて居ります、全體の計畫は四千四百五十餘萬圓の計畫であります、其中で本年度に出て居るものが二百九十何萬圓、斯う云ふことになつて居るのであります、二百九十何萬圓では計畫の遂行は出來ないのであります、それから若し政府が此計畫を遂行しまするとすれば、大體四千四百五十萬圓なくては、是だけの學校は出來ないのであります、此際に併せて全體の計畫を御説明申上げて宜ければ、それを申上げた方が餘程御參考になるかも知れませぬ、さう云ふことに致しませうか。

○男爵石黑忠悳君　議事の進行の爲に、私は詳しい御説明を得ませぬでも宜しうございます、尙豫算委員會でもございます、併ながら唯今の仰せを承はりますと、本年は二百萬圓であります、二百萬圓づゝ十箇年と云ふことでありますから、都合二千萬圓になりますことは本員の粗雜の頭でも勘定が出來ます而して今日本年の歳出に差當つて申しますと、二百萬圓と云ふものが下賜になりまして、あとのが九十何萬圓でございます、若しも當年下賜がございませぬければ、當年の年度割は九十何萬圓と云ふものになる譯でございませうか、伺ひたい。

○國務大臣（中橋德五郎君）　それはさうでありませぬ、御下賜金の有無に關はらず、此計畫は二百九十何萬圓の計畫であります、さう云ふ計畫になつて居ります、御下賜金は内帑よりして、本年度より向ふ五箇年間に一千萬圓御下賜になると云ふ御達しがありましたのでありますが、或は大正九年度より御下賜になりましても、十年前より御下賜になりましても、計畫に變りはありませぬ、一個の財源になつて居ります、さうすると本年は借入金、若くは公債を以て二百九十何萬圓と云ふものを支出する譯になります。

○男爵石黑忠悳君　續いて伺ひます、さう致しますと、政府の御計畫は今大臣の御述べになりました額で御計畫になつた所で、其上に一千萬圓と云ふものの御下賜金がございましたので、幸に其御下賜金かございましたから、其中で御差引きになつて云々と云ふ譯でございませぬか。

〔國務大臣中橋德五郎君演壇に登る〕

○國務大臣（中橋德五郎君）　御下賜金の御話でありますが、十分私は御尋の御趣意を了解いたし兼ねますが、斯う云ふことと思うて御返事を致したいと思ひます、計畫は學校の數を減すか何かしませぬ以上は、金額は減らないのであります、それで四千四百五十萬圓で大體今日ある所の官立の各種專門學校以上、大學合せて三四十あるのであります、私立が六十餘あるのであります、是で生徒を一萬三千ばかり大正六年度の統計に依りますと云ふと、收容をして上の方に上ぼせた譯であります、所が本年…大正六年、六年の中學の卒業生の總數は二萬一千有餘と云ふことになつて居る、是が年々增して行きますから、七年先きに於きましては是が三萬になると云ふ推定を致したのであります、三萬の中少なくとも二萬は上級に進むことに、從來の實驗に依りまして、推定を致しました、二萬人全部を收容する機關を拵へると云ふのが、本案の骨子であります、さうして二萬人の中一萬三千餘人、一萬四千人ばかりと云ふものは現在の官立學校、六千餘…公私立で七千有餘と云ふものを收容して居ります、殘り六千ばかりと云ふものを收容するものを拵へなければならぬ、其六千の中現に昨年の帝國議會に於て御協贊になりましたる十校並に本年度の總豫算に在ります四校、此高等機關に依りまして一千有餘人と云ふものを收容する計畫になつて居ります、後との殘り四千有餘と云ふものを此追加豫算に依つて收容する、斯う云ふ計畫から出て居るのであります、其計畫で進むのでありますから、此計畫を實行する上に付きましては財源の如何に拘らず、當局に於ては四千四百五十萬圓と云ふものを要する、斯う云ふ計畫を立てた譯であります。

○男爵石黑忠悳君　尙ほ伺ひます、本員の質問いたしますのは少々不辯で御分りにならないかと思ひますが、本員は斯樣に承るので、四千四百五十萬圓の金額を要すると云ふことは、既に閣議に於て御定まりになつた所へ新に一千萬圓御下賜になりましたのでありまするを當り前の計畫よりも其御下賜金の爲に、其計畫の擴張するとか、良くなるとか云ふことがなくてはならぬと云ふ譯でありますが、此四千何百何十何萬圓と云ふ中へ恩賜になりましたのでありますか、斯う云ふことを承りたい、それとももう一つは、唯今の段々の御説明に依ると當然國家が爲すべき事でございますのに、是を總豫算に御出しにならぬで、追加で御出しになるのはどう云ふ譯でございますか、是も承りたうございます。

〔國務大臣中橋德五郎君演壇に登る〕

○國務大臣（中橋德五郎君）　能く分りました、政府

に於て計畫中に御下賜になつたのであります、閣議で決定したる後に出たのでありませぬ、考案中に御下賜になつたのであります、それから今一つは……

○男爵石黑忠悳君　それを追加で御出しになつたのを……

○國務大臣(中橋德五郎君)　それは斯う云ふ譯であります、實は現内閣は昨年の九月二十九日に成立いたしまして、其當時には既に前内閣に於て豫算概算の編制を結了して居つた譯で、概算の審査は終つて居りませぬが、更迭の日が淺くてそれより豫算審査要求書の制定並に印刷等の日を勘定して參りますとなか〳〵日が迫つて動きが取れなかつたので、其所で大體前の概算に依りまして、多少の取捨を各省に加へまして、閣議に掛けて決定したのであります、然る所が其當時には此追加豫算の計畫は初めて調査に着手した譯で、まだ纏まり兼ねたのであります、之を待つて居りますと、總豫算等の締切に間に合はないからそれで總豫算は總豫算で締切つて進行いたしまして、さうして此計畫は後の追加にいたした、斯う云ふ順序になつて居ります、此計畫も度々研究いたしまして色々に變へたものでありますから、相當の時日を要しました、是は殆ど先に準備がなかつたので、總豫算のものは昨年六月以來、各省に於て相當の準備をして、それ〳〵の手續を經て、練つて出て居つたものでありますから、大變やり易うございましたが、追加豫算に致しました趣意はさう云ふ譯で、出來るならば總豫算に入れたかつたのでありますが、餘程纏まりが遲れて、之に入れることが出來なかつた譯であります。

○男爵石黑忠悳君　諄く伺つて相濟みませぬが、唯今の御説明に依りますと、内閣で此事を審議いたされまして未だ決定いたされませぬ中に、此事を聞食され御下賜になりましたやうに承りましたが、決定いたしませぬのに御下賜を御受けになると云ふのは何だか本員の考では如何にも輕卒のやうに怪みますが、どんなものでございませうか、承つて見たうございます。

「國務大臣中橋德五郎君演壇に登る」

○國務大臣(中橋德五郎君)　是も御尤もの御懸念のやうに思ひますが、豫て教育振興のことを熟心に私共の同志は考へて居つたのであります……で是非振興したいと云ふ考は、皆の頭に存して居つたのであります、唯今申上げたのは閣議に於て確定しては居なかつたと云ふことを申上げたのであります、どうかしてやつて見たいと云ふ譯で進行いたして居つたのであります。

○男爵石黑忠悳君　閣議に於て確定を致しませぬ中に御下賜金を御受けになります事が出來ませうか本員は甚だ右等の事を心配いたします者で、甚だ本員は怪みます、閣議の未だ決定いたさぬのに御下賜金があつて、それを御受けになつた、若しそれが不確定になつたら、どうなさる御積りでございませうか

「國務大臣中橋德五郎君演壇に登る」

○國務大臣(中橋德五郎君)　それは斯う云ふことであります、閣議に於ては計畫をやらうと云ふことは相談を決して居つたのであります、併し年限、金額等に付きましては色々研究したものであります、それで決定いたさないと申上げたのであります。

「阪本釤之助君發言の許可を求む」

○議長(公爵德川家達君)　阪本釤之助君。

「男爵石黑忠悳君發言の許可を求む」

○議長(公爵德川家達君)　阪本君に發言を許しました。

○阪本釤之助君　私は此問題に付きましては大いに意見を持つものでありますが豫算委員會其他の機會に於て十分に尙ほ質問を致したいと存じまして、今日は差し控へる積りでありましたが、唯今石黑男爵の御問答に付きまして、大いに疑を生じました、其の事を問ひたいと存じますが、尙ほ石黑男爵は御尋になりたいことがあるやうに思ひます、或は本員が問はんとする所に及ぶか知りませぬから、先づ石黑男爵に願ひまして若し其所までの御質問がなかつた時には一同本員にも御許しを願ひたいと思ひます。

○男爵石黑忠悳君　唯今の文部大臣の御答に依りまして、本員は一層疑ひを起しますのであります、或は確たる金額上の決定をせぬであつたと言はれますけれども、詰り煎ずる所が閣議の未だ確定しない、決まらぬ、決まらぬ中に御下賜金を御受けになつたことを、今明白に御自白になつて居る事實である、苟も陛下の斯の如き思召のある御下賜金をば、閣議の決定しない中に御受けになると云ふことは、本員は益々之を怪む、幸に總理大臣も御出席になりましたから、總理大臣に承りたうございます。

「國務大臣原敬君演壇に登る」

○國務大臣(原敬君)　唯今御質問半ばに出席いたしまして、御趣意を能く了解いたしませぬが、どうぞ簡單に質問の御趣意を承りたい。

○男爵石黑忠悳君　度々でございますが、繰返します、本員が承りますのは、斯樣な譯でございます、最初から長たらしくて御聽き苦うございませうが、最初から申上げます、唯今日程に上ぼつて居ります本案に、御下賜金と申します文字がございます、又最初に大藏大臣が御陳述になりましたのにも御下賜金のことがございましたので、本員は陛下が教育のこと、學校制度のことに付て、斯くまで厚き思召があらせられて、是まで餘り類例の無い多額の金を内帑から御下賜になつて、學校新設等に思召を掛けさせられることは實に感激に堪へませぬ、故に下賜になりました經過並に下賜になりました御沙汰書を拜承いたしまして、さうして益々其感を深く致したう存じますので、此二箇條を承りたい、所が御沙汰書の讀上げを敬承いたしまして、益々其感を深く致しました、それから下賜の段々經過を承りますと、此事は必要を政府で御感じになつて、閣議で議して、さうして決定しない中に、此金を御下賜になつた、斯樣な仰せである、それで本員は閣議で決定いたさぬ中に、其事を聞食されまして、御下賜になると云ふことは益々私は深く感歎いたしますが、片一方、閣員の方で閣議で決定せぬのに御下賜になつたものを御受けになりまして、萬々一閣議が之を否決いたした時にはどうなる御積りであるか、恩賜と云ふものには私は頗る重きを置いて、感佩いたして私は今日は涙組んで、此事を質問いたして居るのに、閣議で決定しない中に恩賜のものを御受けになると云ふのは何等のことかと本員は怪む、故に本員の怪みの解けまして、洵に此恩賜に感歎いたしまする感激の心を益々厚からしむるやうに、明瞭に總理大臣から御辯明を願ひたうございます。

○國務大臣(原敬君)　承知いたしました、其事ならば先般當議場に於て、詳しく説明を致したことがあるのでありますが、どう云ふ當局者より御答を致したかは私は唯今出席いたしまして承り居りませぬ、居りませぬが、先般當議場に於て私の説明いたした趣意を茲に繰返しますれば、御了解を得ることゝ存ずるのであります、其事は段々教育機關も從來歴代の當局者の施設に依つて整理いたした、完備いたしたものがあるのでありますが、其事は如何せん高等教育機關が非常に不足であります、是が爲に年々數萬の學生が據り途がないのであります、茲に於てどうしても此缺點を補ふ計畫を立てずんば教育の完全を期することが出來ないと考へたのであります、而して他の一面に於ては臨時教育會議の決議に依りまして、此決議の趣旨を參酌いたしまして、大學令を初じめとして諸教育令の發布も致しましたのでありますが、制度が整ひ而して高等教育機關は極めて不足と云ふことになつて居りますから、どうしても此教育機關の不足を補はんければ完全を期することが出來ないのであります、茲に於て此教育機關の完成を期する爲に種々苦心を致したのであります、固よりどれだけの學校がなければならず、どう云ふ設備を致せば宜いと云ふことは調査に依つて分りましたけれども、此財源に於て甚だ困難を致したので、と申すものは唯今の財政より更に大に財政上の計畫を立て直せば格別、今日の狀態より申しますれば、なか〳〵此財源を得るのに困難を致すので、故に矢張り歴代の當局者も苦心の結果僅かばかりの機關を漸次に立てるの止むを得ざるに在つたのであります、併し斯の如きことを以て長く計畫することは出來ませぬから、是非今回十分なる計畫を立てて實行致したい、さればと言つて其財源に甚だ苦みます、斯う云ふ次第であつたのであります、そこで學校はどれだけ必要とするか、どう云ふ種類の學校が宜いか、此事は調査の結果に依つて決められるのであります、偖てそれが確定いたしまして、唯今財源の一段に至つて如何とも方法がありませぬ、それ故に之は一時的の費用でありますが、之を維持する所のものは經常費の普通財源に依りますけれども、此機關を擴張すると云ふだけは一時的の費用でありますから、已むを得ず公債並に借入金に依つて之を增補いたさうと云ふ計畫を立てたのであります、斯樣なる計畫を立て、議會の開會を待つて提出するの運びに致したいと、政府に於て考慮中、端なくも是が上聞に達して其費用の中に一千萬圓御下賜の御沙汰を拜したのであります、如何にも私共恐懼感激の至りに堪へぬのでありますが、實際の顛末は斯樣なる次第であります、固より何等の計畫もなく、全く未熟の間に御下賜金があつたと云ふ次第ではありませぬ、此計畫を立て財源に窮し其財源は公債借入金に依る外ないと政府

は決定いたしたのであります、然る所有難くも思召に依つて一千萬圓を下賜された、それに依つて以て全國年々數萬の子弟は此恩惠に浴することゝ思ひまして、旁々深く感激に堪へぬ次第であります、顚末は左樣な次第であります。

○男爵石黑忠悳君　今の總理大臣の御說明に依りまして了解いたしますと、斯樣な事でございますやうで、閣議が決定せぬのに下賜を御受けになつたと云ふのでなく、閣議が決定した上に下賜を御受けになりましたと云ふことでありますが、是は文部大臣の申されますより總理大臣の申されました方を信じます、斯樣な次第でございますが、然らば此恩賜なるものは閣議の決定後でございますと、例へば閣議の決定は例へて申しますれば、學校十と申しますものを恩賜の爲に二校を增したとか、何とか閣議の決定の上に恩賜の金額の爲に餘計に惠澤を蒙つて居るものと存じますが、それは此案の上で申しますると何れの所でございますか。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　閣議の決定なるものは御承知の通り內閣の內輪の相談でありますから、立法府の決議のやうなものでは無論ありませぬが、私は是は說明するまでもないので、併ながら其決定が恩賜があつたに依つて或る一二の學校を增設いたしたいと云ふ次第ではありませぬ、全部の計畫を立てまして……全部の擴張の計畫に對して恩賜金があつたと云ふ次第であります、故に四千四百萬圓を要する中に恩賜に依つて三千四百萬圓は公債、借入金に依つて此費用を充たすことが出來るのであります、此四千四百萬圓の金はどう云ふ割出しかと申せば、既に說明も致したでありませうが、三十何校增設擴張を致すことが必要であつたのであります、それ等に對しまして恩賜を拜したと云ふことであります、恩賜金があつたに依つて或る一二の學校を增設いたした次第ではございませぬ。

○江木翼君　私は政府に對し一二の質問を致さうと思ひます、第一に伺ひたいのは先程文部大臣の御說明に依りましても、將た又唯今の總理大臣の說明せらるゝ所に依りましても、高等教育機關の增設を思召されて御下賜があつたのは如何にも恐懼に堪へぬ次第でありますが、此御下賜金に付て是は憲法上如何なる効果があつたかと云ふことを申しますと、明かに豫算の上に御下賜金と云ふものを組入れらるゝと云ふ當然國務に關する所の結果を來たして居るのであります、果して斯の如く考へましたならば、此有難き思召と云ふことが國務に關する陛下の御行動であると、斯う論結しなければならぬことゝ思ふのでありますが、此御沙汰に對しては國務大臣は御責任を御負ひになる、斯う云ふことに心得て宜いのでございませうか、如何でございませう、即ち國務大臣の輔弼に依つて此行爲があらせられたと、斯う承知して宜しいのでございませうかと云ふことが、第一點でございます、それから第二點は本計畫の、即ち大正八年度より大正十三年度に亘りまする所の、此全計畫と云ふものは不可分のものであるや否や、若し不可分のものであるとするならば、其理由如何と云ふ點を承りたいのであります、抑も此繼續費の制度と云ふものは甚だ認めたる國が少ないのであります、殆ど例外的に認められて居るやうでありますが、我國に於きましても憲法六十八條には明かに其例外的の方法であると云ふことを示して居るのである、特別の須要に因つて初めて繼續費として設定し得るものであると定めて居るのである、從ひまして特別の理由と云ふものがない限りは、繼續費と云ふものは甚しく擴張すべきものでない、斯う本員は信ずるのでありまするが、本計畫を見まするると大正八年度に著手になつて而して九年、十年に終了するものに付きましては、繼續費として要求せらるゝと云ふことは、或は已むを得ぬことであるかも知れない、併ながら九年度に著手せらるゝものが數校あり、十年度に著手せらるゝものが數校あり、十一年度に著手せられて十三年度に終了する所のものが又數校ある、而して是等の著手せらるゝ所の數校の關係と云ふものは果して不可分であるかどうか、福島に商業學校の創設せらると云ふことゝ、埼玉縣に高等學校を創設せらると云ふことゝ何の關係があるか、何が故に是が分割することの出來ない、一の計畫であつて若し分割の出來るものであるならば本年は八年度以降三年間の繼續費を出す、來年は又九年度以降のものを出す、順次其の年に出す所のものに付て要求せられて然るべきものと思ひますが、此全計畫が絕對不可分のものであるや否や、若し不可分のものであるとするならば其理由如何、此二點を伺ひたい。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　唯今江木君の御質問でございまするが、恩賜金に付て是が全く思召に出でたることに致せ、內閣より上奏いたしたることにせよ、一切の責任は內閣に於て負ふのであります、而して此度の御下賜金は全く思召より出でたるものでありまするが、併ながら之に對する輔弼の責任に於ては御議論のありました(聽取し難し)又繼續費のことでありますが、全部の計畫を立てました時には、斯樣なる例を以て、手續に依つて協贊を求むるのであります、是は數多の前例もあることで繼續費はどの繼續費に致しましても一二切つて切られぬことはありますまいけれども、計畫を全部立てました時は是に對する繼續費を求めると云ふことは當然のことであります、故に是だけの學校を必要と致し、其金額の必要と云ふことを認めました以上には、數年に亘る所の繼續費を提出いたしまして其御協贊を得て、其年度每に實行を致すのである、無論其年度々々に當りまして御承知の如く、豫算には其年々の豫算に計上いたして御協贊を得るのであります、故に斯樣な計畫を立てました時には、總額に於て繼續を求むるは前例並に法律規則の關係に於て更に差支ないことと存じまするのでございます。

○山脇玄君　私は當局に種々伺ひたいのであります唯今御說明を伺ひまするると、多大の金額を以て高等教育の擴張を御計りになると云ふことは、國家社會の爲に誠に喜ばしいのでございまする、併ながら此中には女子高等教育の新設或は昇格など云ふことは更にないやうに見えまするし、又御說明の中にも一向ないやうであります、申すまでもありませぬ、今日の社會は男子ばかりの社會ではありませぬ、男子と女子と相俟つて協力をして、國富の增進を計り、社會の進歩を計り、國力の充實を計つて行かなければならぬ世の中であります、我國に於きまして第一の工業である所の纖維工業になりまするると云ふと、女子の力は八割、紡績になりまするると云ふと英國でさへ四割に止つて居りまするものが我國では九割と云ふ數に上ぼつて居るのでございます、女子の力の偉大なることは此一例を以ちましても證するに足ると考へまする、併し是は唯殖産の一方面に止まりまするが、他方には家庭に於て子女を教養すること、殊に人格養成と云ふ大任に當つて居りまする、社會に出ましては教育事業、電信、電話、銀行其他百般の事業に貢獻して居るではありませぬか、世人は何時でも萬事の基礎は教育に在ると云ふ事を唱へて居りますのに、文部當局は何故に女子の高等教育の爲に御計畫にならぬのでありませうか、私共から見まするると、女子の教育を御忘れになつたのではないかと疑はれる次第であります、どう云ふ御意見であるか其點を伺ひたい、今一つは仄かに聞く所に依りますと、京都帝國大學の文科に女子の入學志願者がありまして、總長が之を教授會に付した所が、教授會は即決することが出來ず今尙ほ考慮中であると云ふことを聞きます、如何がでありませう、既に東北大學では三名の理學士を出して居るではありませぬか、札幌の農學校には一名の研究者が居る、帝國大學では公開講演を開く度每に多數の女子が聽講生となつて好成績を擧げて居る實例もあるではありませぬか、然るに何を苦んで京都の帝國大學は文科の入學志願を許さないか、甚だ奇異の感を懷くのであります、文部當局は是等に對して如何がの考を御有ちになつて居るのでありませうか、其二點を伺ひたいのであります。

〔國務大臣中橋德五郞君演壇に登る〕

○國務大臣(中橋德五郞君)　女子教育のことは山脇さんも御承知の通り近來大變發達して來まして、就中近年の發達が餘程著しいやうに思ひます、既に高等女學校、實踐女學校の如きものは二百何十と云ふ男子の中學校に、其の中に男子に追ひ付く位の盛況で非常に喜んで居ります、それから此の女子教育を尙ほ高くするかどうかと云ふことに付きましては、臨時教育會議の答申がありましたが、段々高くしやうと云ふ方針にはなつて居りますが、差當りそんなら大學を拵へるかどうかと云ふまでに至つて居りませぬ今の高等女學校に研究科を拵へる專修科を拵へると云ふ方針になつて居りまして、時節と共に進行すると云ふ方の主義になつて居りますから、先づさう云ふ程度がどうだらうかと當局は今考へて居ります、どうかして次第に向上することを希望して居る譯であります、今回の計畫に男子だけにして女子が這入つて居ないのはどうかと云ふことは、御尤もの御不審でございますが、今回のは單に此收容力の足らない無理の出來て居る部分に向つての缺陷を矯正したい、まあ言葉を換へて申しますと、競爭試驗を成るたけ避けさして志望する所に向つて青年をし

て其志を達しさせたいと云ふ方を主眼と致しましたので、志望者の割合に少ない即ち百人の中四十か五十か七十か取れるやうなのは餘り手を著けませぬでした、非常に志望者の志願に對して收容力のない部分に對して計畫をする、是だけに止どめた譯であります、さう致しますると云ふと、詰る所今の中學校男子の中學校の卒業生がより以上高等教育を受けやうと云ふ部分に向つては極はめて少ないので私立にしても殆ど半分位まで行きます、官立にしても百分の二十と云ふやうな事でありますから、女子の方は非常に比例が宜しい、それで先づ男子の計畫だけを此度は致したやうな譯であります、それから京都大學に女子の入學志願者があつたと云ふことは、先日私も、まだ表向きに何は來ませぬが、新聞で見ゝした、向ふで相談して居るさうです、まだ本省へは其模樣を知らせて參りませぬ、併し御話の通りに東北大學は先年以來每年に數名の女子入學者がありまして現に卒業した者もあつて大變成績が好いと云ふことで外にもぽつぽつ入れて居りますから、多分京都でも入ることにするだらうと思ひます、入れないと云ふ事になりますれば、此方から相談しなければならぬと思ひますが、まあ報告を得ませぬ、多分入れることになるだらうと思ひます

○山脇玄君　もう一つ伺つて置きたい、今日の所は男子の希望者を入れるだけの缺陷を補ふのであると云ふ御趣意は分りました、さうしますと今茲に女子が中學程度の學力を有つて高等學校に這入りたいと云ふ志願を致しますると云ふと、矢張り男子同樣に試驗の手續さへ經れば許すと云ふ今日の當局大臣の御考でありますか、それと同じことに大學へ入學志願者があれば、資格さへあれば許すと云ふ當局大臣の思召であるか其點を伺つて置きます。

〔國務大臣中橋德五郎君演壇に登る〕

○國務大臣（中橋德五郎君）　既に一番高い大學に向つての志望者を許してそれの卒業者も出た位であります、高等の各種の專門學校に向つてさう云ふ場合がありました時には、多分さうしなくちやならぬと思ひますが、今日まで其の場合が起りませぬ、尙御趣意のことは能く分りましたから吾々の方でも詮議をして準備を致すことに致します。

○山脇玄君　餘り諄いやうでございますがもう一つ希望になるか知れませぬが、唯今文部大臣の仰せの事は能く分りました、併ながらです、どうか御詮議になりまして、愈々志願者があれば許すと云ふことになりましたら世上に御公表、公に御發表になることを希望したい、と云ふのは唯今の所でも折角自習を致しまして試驗準備をしても、或は許可にならぬかも知れないと云ふ危險があるものでありますから甚だ女子教育の進步を妨げて居るのであります、どうか當局大臣も許すべきであると云ふ御考のやうでございますから、其御詮議がありましたならば、願くば多少に拘らず御公表、即ち公に御發表を願ひたいのであります。

○男爵石黑忠悳君　本員は此案に付きましてはまだ全く諒解を致しませぬでございまするが、議事の進行の爲に差控えまして委員會に於て承はりたいと存じます、打切ります、

○阪本釤之助君　石黑男爵は一時御打切になつたと云ふことでありますが、私は補足的に一言だけ伺ひたいと思ふのであります、文相の御答と首相の御答とは、少し閣議の模樣が相違いたして居るやうでありますが、暫く首相の御答辯を確實なるものと見まして、首相の御答辯に依りますと、既に計畫を立てゝ議會に提出すべく考慮して居つたが、何分財源が困難で種々苦慮を致して居る中に、御下賜金の御沙汰があつて拜受したと云ふやうに承知いたしますしますると既に閣議に於て此案を議會に提出すべき考は決つて居つたものと見て宜しいと思ふのです、財源が困難なのに苦むで居つたと仰しやいますけれども、是も既に閣議が議會に提出すべく決定せられたとすれば、先以て公債若くは借入金を以て四千五百何十萬圓支出するものと御覺悟になつて居つたらうと想像するのでありますが、折角一千萬圓の御下賜があつたものとすれば、御下賜金のことでありますから、常識を以つて考へれば、國家の負擔すべき四千五百萬圓は豫て覺悟した公債、借入金に依つて支辨して、此一千萬圓は實に有難き思召であるから何か永久に聖慮を子孫の後まで傳へ得る所の、高等教育機關の擴張費たる範圍を脫することは出來ませぬけれども、其範圍に於てせねばならぬことは澤山あるのであります、現に先日豫算委員會に於て、文部大臣に向つて本員か、何故七年制の高等學校を御立てにならぬかと云ふことを御尋いたしました時に經費が掛かるから先以て三年制のものにしたのであると云ふことである、是等も總て此一千萬圓を御用ひになりますれば、七年制の高等學校を造ることも出來るし、或は大學の各學部の設備の不十分のものもありますから、それに向つて用ひて、恩賜の金に依つて是が設備を擴充すると云ふことにしたならば如何樣にも此一千萬圓の金は、永く聖意を感體する事が出來る事業に使ふことが出來るのでありまするに拘らず、幸に一千萬圓御下賜になつたから之を四千萬圓の內に加へて、恰も民間の人が寄附でも致したかの如くに、政府の負擔すべき支出の內に、何となしに收入して仕舞ふと云ふことは、どうも遺憾のことゝ考へますが、內閣は之を洵に相當なことである、他の事に使ふものでないと云ふ御意見であつたのでありませうか、此間の消息を伺つて置きたいと思ひます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君）　阪本君に御答を致しますが、實は先般阪本君の御質問に依つて、御質問以外にも亘つて詳しく顚末を御答辯致したのでありまするが詳細なることは速記にも載つて居りましたから、十分御諒解と思ふのでありまするが、唯今の御問ひも實は其內に含蓄して居つたのであります、併し重ねて申すことは更に差支ございませぬが、計畫を立てまして之に要する所の財源は、今日の財政上如何とも致方がないのでありますからして、公債、借入金に依つて支辨致してあつた、併此公債、借入金と申しました所が數多の公債、借入金もあります、なか〱是は容易なことゝは存じませぬ、併ながら臨時の費用でありまするから、其學校が出來た以上に維持する經常費は別と致しまして、之を創設する、擴張すると云ふ費用だけは、臨時の費用でありまするから、公債借入金も數多ありまするけれども、已むを得ず公債借入金に依つて支辨しやうと云ふ計畫を立てたのであります、此計畫を立て豫算等を編制致しまして、其手順に運びつゝあつたのであります、然るに此事上聞に達して御下賜金がありましたからそれだけの分は國家が負擔せずに濟むのであります而して其御沙汰のことは昨年末に豫算內示會の丁度其少々前に御沙汰を拜しましたから、兎に角左樣な御內沙汰を承つたと云ふことを豫算內示會に於て取敢ず公表致したと云ふやうな次第であります、それから漸次手續等を經まして、今回議會に提出する事に相成つたのであります、而して其御下賜金なるものは、尋常一樣の寄附などとは政府は毛頭心得て居りませぬ、恰も何か寄附金を募集して、之に依つて金を得たやうに見て居りはしないかと云ふ御質問でありますれば、決して左樣な考ではない、併し一面に於ては學生の年々入學する途はない、公私の學校を通じまして四五萬の學生が方向に迷ふのでありますから、之を救濟するにはどうしても高等機關を擴張しなければならぬ、之を擴張するには財源が無いから公債、借入金に依らなければならぬ、斯樣な狀態に在つた所が、難有き思召に依つて、一千萬圓の御下賜を拜しましたから、是だけは確に國民の負擔を減じ、而して此學校の擴張が易々と出來るのであります、此恩惠に浴する者は矢張り一般國民であります、高等の教育を受くる者は或る種類の人に限つて居るが如く論ずる人もありますが、決して左樣ではありませぬ、初等教育の義務教育こそ、國民が是非やらなければならぬが、其以上は是非やらなければならぬと云ふ譯のものではありませぬけれども、併ながら國家の教育は高等教育が進步致さなければ發達しないと存じます、而して此高等教育に這入るものは、國民の如何なる部分に於ても皆這入り得るのであります、又如何なる部分の人も今日は高等の學校に這入ることを希望して、高等教育を受けることが出來ずして困難をして居る、是が今回の計畫に依り有難き思召に依つて、是が安らかに此計畫が出來ると云ふことは、國民全般此恩惠に浴して、感泣の外なからうと存じて居るので決して政府は其下賜金があつたのを、一般寄附などのやうに心得ましてそれだけは樂になるかと云つて、輕卒に取扱ふなどと云ふやうな者は、政府には毛頭ございませぬ。

○淺田德則君　此日程第二の大正八年度歳入歳出總豫算追加案の審査期限、是は期限を定めませずして審査結了次第に報告をすると云ふことにせられむことを望みます。

○男爵石黑忠悳君　贊成致します。

○議長（公爵德川家達君）　淺田君の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第三、道路法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

道路法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月二十五日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

〔左の議案は朗讀を經ざるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

（行間空なきものは衆議院の修正文、——は同削除の符號なり）

道路法

第一章　總則

第一條　本法ニ於テ道路ト稱スルハ一般交通ノ用ニ供スル道路ニシテ行政廳ニ於テ第二章ニ依ル認定ヲ爲シタルモノヲ謂フ

第二條　左ニ揭クルモノハ道路ノ附屬物トシテ道路ニ關スル本法ノ規定ニ從フ但シ命令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

一　道路ヲ接續スル橋梁及渡船場

二　道路ニ附屬スル溝、並木、支壁、柵、道路元標、里程標及道路標識

三　道路ニ接スル道路修理用材料ノ常置場

四　前各號ノ外命令ヲ以テ道路ノ附屬物ト定メタルモノ

第三條　本法ニ於テ橋梁又ハ渡船場ト稱スルハ前條第一號ノ橋梁又ハ渡船場ヲ謂フ

本法ニ於テ渡船場ト稱スルハ渡船ヲ包含ス

第四條　本法ニ於テ他ノ工作物ト稱スルハ堤防、堰堤、護岸、鐵道用橋梁其ノ他命令ヲ以テ定ムル工作物ヲ謂フ

第五條　本法ニ於テ道路ニ關スル工事ト稱スルハ道路ノ新設、改築及修繕ニ關スル工事ヲ謂フ

第六條　道路ヲ構成スル敷地其ノ他ノ物件ニ付テハ私權ヲ行使スルコトヲ得ス但シ所有權ノ移轉又ハ抵當權ノ設定若ハ移轉ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラス

第七條　道路、沿道又ハ道路ノ附屬物ニ關スル本法ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ新ニ道路、沿道又ハ道路ノ附屬物ト爲ルヘキモノニ關シ之ヲ準用スルコトヲ得

第二章　道路ノ種類、等級及路線ノ認定

第八條　道路ヲ分チテ左ノ五種トス

一　國道

二　府縣道

三　郡道

四　市道

五　町村道

第九條　道路ノ等級ハ前條記載ノ順序ニ依ル

第十條　國道ノ路線ハ左ノ路線ニ就キ主務大臣之ヲ認定ス

一　東京市ヨリ神宮、府縣廳所在地、師團司令部所在地、鎭守府所在地又ハ樞要ノ開港ニ達スル路線

二　主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル路線

第十一條　府縣道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ府縣內ノモノニ就キ府縣知事之ヲ認定ス

一　府縣廳所在地ヨリ隣接府縣廳所在地ニ達スル路線

二　府縣廳所在地ヨリ府縣內郡市役所所在地ニ達スル路線

三　府縣廳所在地ヨリ府縣內樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

四　府縣內樞要ノ地ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

五　府縣內樞要ノ港津ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

六　府縣內樞要ノ鐵道停車場ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ港津ニ達スル路線

七　數郡市ヲ連結スル幹線ニシテ其ノ沿線地方ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

八　地方開發ノ爲必要ニシテ將來前各號ノ一ニ該當スヘキ路線

第十二條　郡道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ郡內ノモノニ就キ郡長之ヲ認定ス

一　郡役所所在地ヨリ隣接郡市役所所在地ニ達スル路線

二　郡役所所在地ヨリ郡內町村役場所在地ニ達スル路線

三　郡役所所在地ヨリ郡內樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

四　郡內樞要ノ地ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

五　郡內樞要ノ港津ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

六　郡內樞要ノ鐵道停車場ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ港津ニ達スル路線

七　數町村ヲ連結スル幹線ニシテ、其ノ沿線地方ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

八　地方開發ノ爲必要ニシテ將來前各號ノ一ニ該當スヘキ路線

第十三條　市道ノ路線ハ市內ノ路線ニ就キ市長之ヲ認定ス

第十四條　町村道ノ路線ハ町村內ノ路線ニ就キ町村長之ヲ認定ス

第十五條　市町村長ハ市町村ノ爲特ニ必要アル場合ニ限リ市町村外ノ路線ニ就キ地元市町村長ノ意見ヲ聞キ路線ノ認定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ路線ニシテ市長ノ認定シタルモノハ市道ノ路線、町村長ノ認定シタルモノハ町村道ノ路線トス

第十六條　上級ノ道路ト下級ノ道路ト路線カ重複スル場合ニ於テハ其ノ重複スル部分ハ上級ノ道路トス

第三章　道路ノ管理

第十七條　國道ハ府縣知事、其ノ他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市內ノ國道及府縣道ハ市長ヲ以テ管理者トス

第十八條　道路ニシテ行政區劃ノ境界ニ係ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依ル管理者タル關係行政廳ノ一ヲ以テ管理者ト爲スコトヲ得

道路ト他ノ工作物ト効用ヲ兼ヌル場合ニ於テハ其ノ道路及工作物ノ管理ニ付前項ノ規定ヲ準用ス但シ私人ヲ管理者ト爲スコトヲ得ス

第十九條　道路ノ區域ハ管理者之ヲ定ム

第二十條　道路ノ新設、改築、修繕及維持ハ管理者之ヲ爲スヘシ

第二十一條　道路ト他ノ工作物ト効用ヲ兼ヌル場合ニ於テハ管理者ハ其ノ工作物ノ管理者ヲシテ道路ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムル事ヲ得但シ河川法第十條第一項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ規定ニ依ル

第二十二條　他ノ工事又ハ行爲ノ爲必要ヲ生シタル道路ニ關スル工事ハ管理者其ノ工事執行者又ハ行爲者ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

第二十三條　前二條ノ規定ニ依ル場合ノ外特別ノ事由アル場合ニ於テハ管理者タル行政廳ハ下級行政廳又ハ私人ヲシテ道路ノ修繕ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十四條　管理者ニ非サル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ道路ニ關スル工事ヲ執行シ又ハ道路ノ維持ヲ爲スコトヲ得

第二十五條　道路ニ關スル工事ノ爲必要ヲ生シタル他ノ工事ハ管理者道路ニ關スル工事ト共ニ之ヲ執行スルコトヲ得

第二十六條　管理者ニ非サル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ一定ノ期間橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スルコトヲ得ル橋梁又ハ渡船場ヲ設ソルコトヲ得

前項ノ許可又ハ承認ヲ得タル者ハ徵收期間內橋梁又ハ渡船場ノ維持及修繕ヲ爲スヘシ

第二十七條　管理者ハ特別ノ事由アル場合ニ限リ橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコトヲ得

第二十八條　管理者ハ交通ヲ妨ケサル限度ニ於テ道路ノ占用ヲ許可又ハ承認スルコトヲ得

國ノ事業ニ付テハ當該官廳ハ主務大臣ト協議シテ前項道路ノ占用ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職權ノ一部ハ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

管理者ハ道路ノ占用ニ付占用料ヲ徵收スルコトヲ得但シ前二項ノ規定ニ依ル占用ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條　前條第一項ノ規定ニ依ル占用カ法令ニ依リ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル公共ノ利益トナルヘキ事業ニ係ルモノナル場合ニ於テ管理者正當ノ事由ナクシテ其ノ許可若ハ承認ヲ拒ミ又ハ不相當ナル占用料ヲ定メタルトキハ主務大臣ハ事業者ノ申請ニ依リ占用ヲ許可若ハ承認シ又ハ占用料ヲ定ムルコトヲ得

第三十條　管理者ハ其ノ管理ニ屬スル道路ノ臺帳ヲ調製スヘシ

臺帳ニ記載スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條　道路ノ構造、維持、修繕及工事執行方法ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條　道路ノ管理ノ爲必要ナル吏員ノ設置及其ノ職務權限ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章　道路ニ關スル費用及義務

第三十三條　。主トシテ軍事ヲ有スル國道其ノ他。主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス

前項ニ規定スルモノヲ除ク外道路ニ關スル費用ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ負擔トス但シ行政區劃ノ境界ニ係ル道路ニ關スル費用ノ負擔ニ付テハ關係行政廳ノ協議ニ依ル協議調ハサルトキハ主務大臣之ヲ決定ス

第三十四條　前條ノ場合ニ於テ道路ト他ノ工作物ト効用ヲ兼ヌルモノナルトキハ其ノ費用ノ負擔ニ付テハ前條第二項但書ノ規定ヲ準用ス但シ河川法第三十條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ規定ニ依ル

第三十五條　第三十三條第二項ニ規定スル費用ニシテ國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノハ其ノ一部ヲ國庫ヨリ補助スルコトヲ得特別ノ事由アル場合ニ於テ府縣道以下ノ道路ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ニ付亦同シ

第三十六條　第二十四條ノ規定ニ依ル道路ニ關スル工事若ハ道路ノ維持ニ要スル費用又ハ第二十六條ノ規定ニ依リ設クル橋梁若ハ渡船場ニ關スル費用ハ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ負擔トス

第三十七條　他ノ工事又ハ行爲ノ爲必要ヲ生シタル道路ニ關スル工事ノ費用ハ管理者他ノ工事又ハ行爲ニ付費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシム

第三十八條　特別ノ事由アル場合ニ於テハ第二十三條ノ規定ニ依ル道路ノ修繕ニ關スル工事又ハ道路ノ維持ニ要スル費用ハ管理者同條ノ下級行政廳ノ統轄スル公共團體又ハ同條ノ私人ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三十九條　道路ニ關スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ管理者ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ道路ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第四十條　特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者アル場合ニ於テ管理者ハ之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ其ノ事業者ニ負擔セシムルコトヲ得

第四十一條　道路ニ關スル工事ノ爲必要ヲ生シタル他ノ工事ノ費用ハ管理者特別ノ事由アル場合ニ於テ他ノ工事ニ付費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムル場合ヲ除クノ外道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ之ヲ負擔セシム

第四十二條　本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依ル義務ヲ履行スル爲必要ナル費用ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外義務者ノ負擔トス

第四十三條　道路ニ關スル費用ノ負擔金ハ費用負擔者カ道路ニ關スル工事ノ執行又ハ道路ノ維持ヲ爲ス場合ヲ除クノ外第三十三條第一項ノ國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノニ在リテハ國庫、其ノ他ノモノニ在リテハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス

前項ノ費用負擔者カ公共團體ナル場合ニ於テ之ヲ統轄スル行政廳又ハ行政廳タル管理者カ道路ニ關スル工事ノ執行又ハ道路ノ維持ヲ爲ストキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ費用負擔者之ヲ爲スモノト看做ス

第四十一條ノ規定ニ依ル負擔金ハ前二項ノ例ニ依リ國庫又ハ公共團體ノ收入トス

第四十四條　道路ノ占用料其ノ他道路ヨリ生スル利益ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス但シ第二十六條ノ規定ニ依リ許可又ハ承認ヲ得テ徵收スル橋錢又ハ渡錢ハ其ノ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ收入トス

第四十五條　道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ管理者ハ沿道ノ土地ニ立入リ又ハ其ノ土地ヲ一時材料置場トシテ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ヲ爲サムトスルトキハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外豫メ土地ノ占有者ニ通知スルコトヲ要ス

第四十六條　非常災害ノ爲必要アルトキハ管理者ハ道路附近ニ居住スル者ヲ使役シ、道路附近ノ土地ヲ一時使用又ハ土石、竹木其ノ他物品ヲ使用若ハ收用スルコトヲ得

第四十七條　前二條ノ規定ニ依ル立入、使用、使役又ハ收用ニ因リ。現ニ生シタル。損害ヲ受ケタル者ハ立入、使用、使役又ハ收用ノ後三月內ニ管理者ニ對シ之ヲ補償ヲ請求スルコトヲ得スヘシ

第四十八條　沿道ノ土地、竹木又ハ工作物ノ管理者ハ其ノ土地、竹木又ハ工作物ノ道路ニ及ホスヘキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲スヘシ

第四十九條　道路ノ使用又ハ道路若ハ其ノ交通ノ保全ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム沿道ノ土地ニ於ケル工作物ノ建設其ノ他ノ作爲又ハ不作爲ノ制限ニシテ道路又ハ其ノ交通ノ保全ノ目的ヲ以テスルモノニ付亦同シ

第五十條　沿道ノ區域ハ管理者之ヲ定ム

第五章　監督及罰則

第五十一條　左ニ掲クル場合ニ於テハ管理者ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リテ其ノ爲シタル許可承認ヲ取消シ其ノ効力ヲ停止シ若ハ其ノ條件ヲ變更シ、道路ニ存スル工作物其ノ他ノ物件ヲ改築除却セシメ若ハ之ニ因リテ生スヘキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲サシメ又ハ原狀回復ヲ爲サシムルコトヲ得

一　道路ニ關スル法令ノ規定ニ違反シタルトキ

二　道路ニ關スル法令ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ノ條件ニ違反シタルトキ

三　詐欺ノ手段ヲ以テ道路ニ關スル法令ノ規定ニ依ル許可ヲ得タルトキ

四　道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキ

五　公益上必要ト認ムルトキ

前項第五號ノ場合ニ於テ損害ヲ受ケタル者アルトキハ管理者ハ道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ損害ノ全部又ハ一部ヲ補償セシムルコトヲ得

前二項ノ規定ハ主務大臣カ第二十九條ノ規定ニ依リテ其ノ爲シタル許可若ハ承認ヲ取消シ、其ノ効力ヲ停止シ又ハ其ノ條件ヲ變更スル場合ニ之ヲ準用ス

第五十二條　左ニ掲クル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ハ第一號ニ在リテハ行政廳ニ於テ、其ノ他ニ在リテハ管理者ニ於テ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ主務大臣ハ輕易ナル事件ニ限リ命令ヲ以テ認可ヲ受ケシメサルノ定ヲ爲スコトヲ得

一　國道以外ノ道路ノ路線ヲ認定スルコト

二　道路又ハ沿道ノ區域ヲ定ムルコト

三　道路ノ新設又ハ改築ヲ爲スコト

四　第二十一條乃至第二十三條ノ規定ニ依リ道路ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコト

五　第二十四條又ハ第二十六條ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ヲ爲スコト

六　第二十五條ノ規定ニ依リ他ノ工事ヲ執行スルコト

七　第二十七條ノ規定ニ依リ橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコト

八　第二十八條ノ規定ニ依リ道路ノ占用ヲ許可若ハ承認シ又ハ道路ノ占用料ヲ徵收スル事

九　第三十七條乃至第四十一條ノ規定ニ依リ費用ヲ負擔セシムルコト

十　前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スコト

第五十三條　監督官廳ハ監督上必要ト認ムルトキハ前條ノ行政廳又ハ管理者ニ對シ前條各號ニ掲クル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ヲ命シ其ノ他命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十四條　行政執行法第五條及第六條ノ規定並之ニ基キテ發スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ行フヘキ作爲又ハ不作爲ヲ管理者カ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第五十五條　本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ義務ニ屬スル負擔金、占用料、橋錢、渡錢其ノ他ノ費用ハ管理者國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位並其ノ追徵還付及時効ニ付テハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ依ル

第五十六條　私人左ノ各號ノ一ニ該當スル者トキハ一年以下ノ懲役若ハ三二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　許可ヲ得スシテ道路若ハ其ノ附屬物ニ關スル工事ヲ執行シ又ハ道路若ハ其ノ附屬物ヲ

占用シタルトキ　者

二　許可ヲ得スシテ橋梁又ハ渡船場ノ使用ニ對シ橋錢、渡錢其ノ他ノ財物ノ交付ヲ請求シタルトキ　者

三　道路ノ使用ニ對シ路錢其ノ他ノ財物ノ交付ヲ請求シタルトキ　者

四　詐欺ノ手段ヲ以テ許可ヲ得タルトキ　者

五　正當ノ事由ナクシテ第四十六條ノ規定ニ依ル管理者ノ命ニ從ハサルトキ　者

六　第四十八條又ハ第二條及第四十八條ノ規定ニ違反シテ道路又ハ其ノ附屬物ニ及ホスヘキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲ササルトキ　者

第六章　訴願及訴訟

第五十七條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第五十八條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第五十九條　第四十七條ノ規定ニ依リ補償ヲ受クヘキ者同條ノ規定スル期間／補償請求後三月內ニ其ノ決定ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ補償ニ不服アル時ハ通知後六月內ニ、同條ノ規定スル期間／補償請求後三月內ニ其ノ決定ノ通知ヲ受ケサル場合ニ於テハ其ノ期間經過後六月內ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第七章　雜則

第六十條　本法中府縣、府縣知事、府縣廳又ハ府縣道ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ道、道廳長官、道廳又ハ地方費道ニ關シ市、市長、市役所又ハ市道ニ關スル規定ハ北海道及沖繩縣ニ付テハ區、區長、區役所又ハ區道ニ關シ郡役所ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ支廳、島ニ付テハ島廳ニ關シ之ヲ適用ス

第六十一條　北海道ニ付テハ道路ノ種類、等級及路線ノ認定並第三十三條乃至第三十六條、第四十三條、第四十四條及第五十二條ノ規定ニ關シ沖繩縣ニ付テハ郡道ニ關シ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

第六十二條　道路ノ路線ノ認定ノ變更廢止其ノ他ノ場合ニ於テ不用ニ歸シタル道路及其ノ附屬物ヲ構成シタル物件並材料器具機械等ノ管理及處分ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ變更廢止ノ場合ニ於テ道路及其ノ附屬物ヲ構成シタル物件ハ勅令ヲ以テ定ムル期間ノ滿了スル迄第六條ノ規定ヲ之ニ準用シ土地收用法中第六十六條ノ規定及之ヲ準用スル規定ノ適用ニ付テハ不用ニ歸セサルモノト看做ス

第六十三條　左ニ揭クル法令ノ規定ハ本法ニ依ル道路ニ關シ之ヲ適用セス

一　明治四年十二月十四日布告治水修路架橋等運輸ノ便利ヲ興ス者ニ稅金取立方許可ニ關スル件

二　明治十一年七月二十二日達郡區町村編制府縣會規則地方稅規則施行順序ニ關スル件第十二項

三　明治十二年二月二十七日達河港道路堤防橋梁費ヲ舊慣ニ因リ支辨シ得ル件

四　陸地測量標條例第二條

五　水路測量標條例第二條

六　電信線電話線建設條例第一條、第四條及第五條

七　軍用電信法第四條第二項ノ規定ニ依リ準用スル電信線電話線建設條例第一條、第四條及第五條

八　河川法第十條第二項、第十一條及第三十二條

九　砂防法第八條及第十六條

十　私設鐵道法第四十二條

十一　輕便鐵道法第五條ノ規定ニ依リ準用スル私設鐵道法第四十二條

十二　電氣事業法第九條

十三　大正三年法律第三十七號

附　則

第六十四條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十五條　左ニ揭クル法令ハ之ヲ廢止ス

一　明治五年第三百二十五號布告

二　明治六年第百四十六號布告

三　明治六年第四百十三號達

四　明治九年第六十號達

五　明治十八年第一號布達

六　明治二十年勅令第二十八號

第六十六條　本法施行前爲シタル處分及之ニ附シタル條件ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ牴觸セサル限リ本法ニ依リ爲シタル處分及之ニ附シタル條件ト看做ス

第六十七條　本法ニ依リ管理者ノ許可又ハ承認ヲ受クヘキ事項ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法ニ依リ管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス但シ管理者ハ本法施行ノ日ヨリ三月內ニ六月ヲ下ラサル期間ヲ指定シ其ノ期間經過後ハ許可又ハ承認ノ効力ヲ失フヘキ旨ヲ告示スルコトヲ得

第六十八條　本法施行前爲シタル處分ニ關スル訴願又ハ行政訴訟ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　道路法の制定は三十年來の懸案でございまして、最初明治二十一年に調査をせられました以來、或は地方官の意見を徵し、又土木會に諮問になり、度々閣議も決せられました、議會に向つても二十九年と三十二年に提出になつたのでありましたが、何れも其當時未議了に了りまして、遂に今日まで其決定を見ないで居るやうな有樣であります、然るに今日の現狀並に將來に亘つて考へまするに、最早今日は其制定を必要とする時と考へますのであります、現在道路に關する法律は、明治九年太政官達六號と云ふのがございます、其外一二の單行法がありまするのみでありまして、其管理維持、若くは費用の負擔、若くは監督に關する規定等も甚だ十分でありませぬ、それ故にどうぞ是等の十分ならざる規定を補ひまして、此際それぐ相當の條規を設けたい考へでございます、而して此法案に付きまして衆議院に於て二三修正を致しました箇條がございますが、何れも相當なることと考へましたので、修正には同意を致した次第でございます、前申上げる如く長い懸案でございまするし、其間種調査研究もせられて今日迄つたことでございますので、何卒御協贊、御審議を願ひたうございます、

○阪本釤之助君　本案の衆議院の修正を見ますると此最も主もなるものは第十一條、第十二條の下へ持つて行きまして「地方開發ノ爲必要ニシテ將來前各號ノ一ニ該當スヘキ路線」、此一號を加へると云ふことになつて居ります、唯今承りまするると、政府は御同意をなされたと云ふ事でありますが、從來假定府縣道と申しまして、此修正のやうな路線を町村の管理から府縣の管理に移すと云ふことに付きましては、地方官や議員有志と云ふやうな者は大いに苦心したものであるのであります、動もすれば是が政黨操縱の用にもなり、動もすれば議員選擧の餌さともなります、相應に弊害が伴ひまして甚だ宜くないことであると感じて居るのであります、此度の道路法案は兎に角國道、府縣道、郡道等の資格を明瞭に規定せられまして、是までの弊害を幾分なりとも除却することを得ると認めて居りましたに拘らず、又斯んな修正が這入りまして「地方開發ノ爲必要ニシテ將來前各號ノ一ニ該當スヘキ路線」と云ふやうな、見樣に依りましてはどうでもなる曖昧なものであるのであります、是が這入りますると再び前日の如く種々な面倒が起りまして、而かも是が爲に路線が非常に殖えるのであります、路線が殖えまして、府縣費が增加すると云ふことは掩ふべからざる事實であると私は思ふのであります、政府が是に拘らず、御同意をなされたと云ふ事はどう云ふ譯でありませうか、甚だ遺憾に存じまするが、此修正の成立ち及政府が之に御同意なされたと云ふ理由を承りたいのであります、又郡道と云ふものを此法案が認めることになつたのでありまするが、是まで郡が府縣と町村との間に介在して、唯僅に里道を假りに郡道などと稱して管理して居つたのでありますが、今後は此法案が成立ちますれば、郡と云ふものも一の獨立の主體となりまして、第十二條に揭げられて居る所の郡道を認定し、又は管理することになりますので、郡の自治體の世帶は餘ほど大きくなるのであります、是まで府縣が各郡に土木出張所とか、駐在所とか云ふやうなものを設けまして、それに府縣吏員を駐在せしめて、事を辨じて居つたのでありまするが、郡にも郡道と云ふものが出て來て、世帶が大きくなつ

て來ますれば、之にも矢張り郡の土木吏員と云ふものを作り或は郡內に在る所の府縣管理の道路と、郡の管理の道路と、別々に同じ所に在る道路を、資格を異にする爲に兩方から役人が出て、別々に仕事をすると云ふことになりまして、甚だ不經濟であるのみならず、實は郡と云ふものは自ら郡稅と云ふものを取る資格はない、町村に分付をして今日の郡費を取つて居る、今日の現狀はさうなつて居ります、斯の如き畸形の法人である、即ち片輪の法人である、斯の如き郡に斯の如き機能を有たせると云ふことは大に考ふべきことでないかと考へます、之に付て政府は如何に御考へになつたのでありませうか、是も併せて御聽かせを願ひたいと思ひます。

〔國務大臣床次竹二郞君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郞君） 第一の御尋は衆議院の修正の通りになれば地方の情實に依つて妄に道路を開鑿すると云ふ虞はないかと云ふ御尋であります、道路の認定を致しまするに付てはそれ〳〵監督の規定を設けてございますから、監督の作用に依つて餘り甚しいものは制限が出來ると云ふ考へで居ります、且つ又今の御尋の修正の箇條は前各號に該當するものと云ふ言葉がございますから、要する所政府の原案と實質に於ては異なる所はないと考へて居ります、それから第二の御尋の郡道のことでございまするが今日の實況に於ては郡に於て自ら經營して居るものあり、若くは經營して居らざるものもあります、今度の法案に依つて俄に郡の負擔激變を來すやうなことは避けたいと考へて居ります、併ながら大體に於き玆に郡道が出來ることは明かでございますから、それだけは自から郡の負擔は殖えるのでありますけれども、其點に於ては餘り負擔に堪へないと云ふことはなからうと考へて居ります、第二の御質問は……さう云ふ風で宜しうございますか、取違へて居ります、是は御伺ひいたします。

○阪本彭之助君 ちよつと……第一の御答に對して少し疑ひが起りましたから御尋いたしたいと思ひますが、本員はです、本員の見まする所では唯今大臣の御答とは違ひますので將來前各號の一に該當すべき路線と云ふことであります、現在ではない、地方の開發に依つて將來前各號の一に該當する道路と云ふのであります、そんなことを今から府縣道にして置かないでも宜い、郡道なり町村道なりにして置いて、愈々必要のあつた時法律に依つて之を上げれば宜しい、是は府縣道にも郡道にも這入つて居りますが、町村道の或やつを將來郡道となるべき資格のあるものは、之に入れると云ふので皆一階づつ上げやうと云ふのでありますが、是が頗る弊害があるのであります、そこに町村なり郡なりの負擔を免して、府縣へ持つて行く、府縣へ持つて行けば自ら道も宜しくなるし金も要らない、地方のことは能く御承知でありませうが、非常に運動が烈しい、此間に色々な弊害が用ひられるのであります、即ち此弊害を醸すべき箇條を一箇條入れたと本員は認めるのでございますが、何故に將來のことを此處に入れてあるのでありますか、其事が到達した時に入れれば宜しい將來該當すべき道路、將來と云ふものを現在のものと同じやうに扱はなければならぬと云ふことは、どうしても理解は出來ませぬが、それはどう云ふことであるか、何故に之を必要と衆議院はしたのでありますか、又政府は何故に之に御同意なされたかと云ふことを承りたい、第二は經費のこともありますが强ち經費ばかりを申すのではございませぬ、重複するのであります、府縣の吏員が幸ひ郡に出張所などが出來て居るのでありますから、それがやりますれば兼ねて出來るのであります、又小さい所ならば町村でも出來るのであります、然るに郡道と云ふものを公然と認められて郡役所で之をすると云ふ事とならば、小さいながらも郡役所に相當の機關を造らなければならぬ、是が又相當に費用が無駄なことであると思つて居るに拘らず、是非郡道と云ふものを認めねばならぬと云ふのはどう云ふことであるか、本員の考では府縣道、市町村道で澤山であらうと思ひます、上のものは府縣道として、又法律の定めやうに依つては、府縣道と云ふ名を附けないで府縣知事が管理して修理保存すると云ふことに規定しても宜しい、兎に角郡のやうな畸形の法人に、他の完全なる法人、府縣とか市町村とか云ふ完全なる法人と同じやうな仕事をさせる法律を作ると云ふことは、洵に詰らぬことであると云ふのであります、是は如何でありますか、何故郡道を置かねばならぬと云ふ理由は何處に在るかと云ふことを承はりたいのであります。

〔國務大臣床次竹二郞君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郞君） 第一の御尋のことは「地方開發ノ爲必要ニシテ將來前各號ノ一ニ該當スヘキ路線」、現在の所では政府の原案にありましたやうな箇條には嵌まらないが、併し今日其道を拓く必要が產業上なり地方の開發上から見てあると、開いて置けば竟には前各號の一に該當するやうな線路になると云ふ見込のものは、之を開くと云ふことは、地方の爲に私は宜しいことと考へて居ります、御心配になるのはそれが爲に弊害が起りはせぬかと云ふ御心配であらうと思ひます、或はさう云ふこともあるかも知りませぬが、併ながらそれには監督の規定もあるのでありますから、私としては差支の無い修正箇條であると考へるのであります、第二の御尋のことは成るほど今まで郡道を經營して居らぬ所に、此法律の結果、郡道を經營いたすやうになりますれば、府縣の土木吏員が濟まして居つたものを更に郡に吏員を置かなければならないと云ふことは、是は當然の結果でありますが、それか爲に殊更に地方の負擔を過重すると云ふことはなからうと思ひます、固より御尋の如く幾分か重くなることになりますから、それだけは大體の上から見て不經濟たることは免かれぬと云ふことは、私も左樣に考へます、併ながら大體に於て此法を布いてそれ〳〵地方の自治體に仕事を委せると云ふことになつた以上は致方がないと考へます、元來いつぞや御尋にもありました如く、郡なる自治體が存在せぬことに致しますれば、是は論の無い話でありますけれども今日郡の自治體を認めて居る以上、多少の重複するやうな事になりましても、大體上から已むを得ぬ事柄と考へます。

○高崎親章君 本案は先刻主務大臣より說明もせられましたる通り、十數年來の懸案でありまして、本會に提出せられたのは既に遲いと申さなければなりませぬ、併ながら遲いながらも玆に提案せられたと云ふことは、洵に歡迎する所でありますが故に、敢て異議を挾む點はなからうとは存じますが、二三不明な點がありまするで、當局に質問いたしたいと考へます、本案に道路の資格を定められまして、國道府縣道、市道、郡道、町村道と斯う五階級に分かたれてありますが、其第一の國道、此國道も其經費は時に修繕の負擔は管理者に於て之を負擔すると云ふことになつて居りますが、既に國道と稱して廣く府縣を通じ國民一般の利便となるべき道路である以上は、其費用の負擔を一地方に負擔せしむると云ふことは如何なるものであるか、勿論現行に於て國道と雖地方の負擔になつて居りまする慣例でありまするけれども、此道路法案を定められ其權限を明かにせらるる以上は、國道は國費を以て支辨すると云ふことが當然の理由ではないか、然るを尙ほ從前の慣例に依つて地方の負擔とすると云ふことは如何なる理由であるか、此理由を伺ひたいのが第一、第二には國道にして國庫の支辨に屬せざるもの、府縣費を以て負擔することが出來る譯でありまするならば、府縣道の經費も縣費以下に負擔せしむると云ふこともあつて然るべきことと考へますが、それ等の規定が本案に見えて居りませぬ、それは如何なる理由であるか、之れを伺ひたい、それから第三に國庫が府縣道以下に補助すると云ふことを本案第三十五條に規定されてありますが、府縣が郡道以下に補助を與へると云ふことは規定がございませぬ、是は規定がなくとも從前の慣例に依つて補助すると云ふことは、道路法に因つて差支ないと云ふ御見込でありますかどうか、是が第三の御尋、第四に御尋致したいのは從前の道路法に於きましても矢張り國道、府縣道或は補助道路と云ふ色々名がありまするが、其國道縣道なるものに付ては、道幅に規定があつた筈であります、今般は此法案に其規定を定めてありませぬ、是は或は本案三十一條に道路の構造は命令を以て之を定むと云ふことがありまするから、或は命令の中に其規定をさるゝと云ふ御見込かは存じませぬが、此道幅の規定は全然定められない譯でありますか、之を伺ひたい、それから第五に御尋したいのは過日衆議院に於て道路は國の營造物と云ふ問題に付て內務大臣の御說明が明瞭を缺いて居るやうに思ひます此道路の國の營造物と云ふ事柄に付ては最も大切なる問題でございまして、此資格が明かに定まりませぬと、行政上の處分に於て甚だ混雜を來たすのであります、然るに衆議院に於ける內務大臣の御說明に於ては、從來の例に依つて斯く定めたが、尙ほ此問題に付て詳しき說明を要するならば、法制局長官でも連れて來て說明させませうと云ふ御言葉があつて其後法制局長官などの說明も一向伺はないのでございますが、是は當局の責任ある御辯明を要することが最も必要であると思ひます、之を明かに御說明を願ひたい、まだ外にもございますが、先づ是だけを御尋いたします。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　御答いたします、第一は既に國道と名のある以上は總て國費にしたらどうかと云ふ、斯う云ふ御質問と心得ますが、此案に於ては此國道は全部國費を以て支辨することに致してありまするが、大體是までの慣例を襲ふ積りでございます、其方が今日の實際に適當して居ると考へまして、是は變更いたさぬことに致しました、縣道以外、郡なり、若くは市町村道の負擔で以て開發の出來るやうにしたらどうか、斯う云ふ御話でありましたが、是等は總て此案に於ては從來の例に依ることに是亦いたしてございます、第三は三十五條の御尋であつたかと思ひますが、之には「特別ノ事由アル場合ニ於テ府縣道以下ノ道路ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ニ付亦同シ」即ち國庫より特別の事情のある場合は補助をする、斯う云ふことになつて居りますそれから其次に道路の道幅やなどは如何にするか、是は命令を以て定める積りでございます、第五に國の營造物と云ふことに付ての御尋でありましたが、大體此案は總て道路は國の營造物なりと云ふ考を以て制定いたしたのであります、併し國の營造物と云ふことに付ては、色々學者の間にも議論があるやうに聞いて居りますから、それで衆議院に於ける答辯は今御尋の如く申したのでございます、此中には其主義を以て規定して居ります、何等國の營造物と云ふ文字を用ひた次第でも何でもありませぬ、其邊の議論はどうでも宜からうと思ふて返事を致した次第で、但し主義は右樣な考を以て此法案を作つてございます。

○高崎親章君　唯今の御答の中に第三の御答は私の御尋しました目的に外ずれて居ります、第三に御尋を致しましたのは、國庫が府縣以下の、府縣道以下に補助すると云ふことは法案に規定はあるが、府縣が郡道以下に補助すると云ふことの規定がない、是は現に今府縣に行はれて居る事柄でありまして、縣費を以て市町村に向つて補助をすると云ふことは幾らもあることであります、然るに其規定は少しも現はれて居りませぬ、是は禁ぜられた譯であるか、法案に規定がないとも一向差支ないと云ふ見込であるか、斯樣に御尋を致したのであります、それから序でに伺ひまするのは、唯今の御説明の中に國道にして全部國庫の負擔になるべきものゝあると云ふことを言はれましたが、法案の中に左樣なことは見えませぬ、何れも補助になつて居ります、其補助を全部國庫がする積りでありますか、どうでありますか、此二つを伺ひます。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　唯今の第二問のことは三十三條に「主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス」とございます、それから府縣なり、郡なりからそれ以下の團體に向つて補助いたしますることは是まで通りで變更を加へない積りであります。

○高崎親章君　第一の御答を見まするると、此新築改築是は此法案に規定してあるのは新築改築に限られて居ります、維持修繕費と云ふやうなものがなければならぬ筈で、私の御尋する所は常の經費と云ふことを申すのであります、併し是はもう別に重ねて御尋は致しませぬ、尙ほ外の問題に付て御尋いたしたいのは、本案第六條に「道路ヲ構成スル敷地」とあります、此敷地と云ふことは唯々路面を申すのであるか、地盤の底まで指してありますのか、それも先刻の國の營造物と云ふ問題に大いに關係を有つて居りますが、是はどう解釋いたせば宜しいのであるか、それから次に第八條の國道より町村道に至るまで正しく五階級に分かたれましたが、現在の道路は國道と言ひ、府縣道と言ひ、或は町村道とも申し、且つ里道とも申して居ります、それで今般、明かに第八條に斯の通り名稱を定められた以上は此法案實施の場合に於てはそれ〴〵管理者が此現在の道路に向つて其道路の資格を認定すべきものであるや否やは是は改築、新築若くは修繕の場合に於て認定すべきか此道路法案實施の場合に於て悉く皆現在の道路に向つて其資格を定められる譯になりますのでありまするか、それを伺ひたい、それから第十一條、第十二條之れに「鐵道停車場」と云ふことがあります、電車の停留場と云ふことは如何でありまするが、段々電車と云ふものは市內ばかりでなく郡の方にも、現在もあり將來も敷設せられる、鐵道停車場より寧ろ必要なる電車停留場の必要が生じて來ると思ひます此電車停留場は左程に見られないのでありますか、或は先刻阪本君の質問がありました十一條、十二條の衆議院が追加した此箇條に依つて、是等は地方開發の爲に必要と云ふ文字の中に含ませてあるのでありますか、先刻內務大臣の御答辯を伺ひますと、阪本君の御尋に對して甚だ疑惑を生ずるのであります御答辯の趣意に依りまするると、此衆議院が追加したのは何等効用がないやうであります、即ち內務大臣の御答は「前各號に該當するもの」と云ふことが書いてあるから宜いと云ふことを言はれて居る、前各號に該當するものであるならば、既往將來を問はず後とから生じたものでも何も此處に新たに書いて置かなくても、即ち前各號に書いてある鐵道停車場であるとか、其他港津であるとか云ふやうな必要なことが生じたならば、其時に之を認定すれば宜いのであります、何も追加の必要はないのであります、是はどう云ふ御解釋になつて居りますか、之を伺ひたいのであります、それから序に伺ひますのは第十五條に町村長は特に必要ある場合に於ては、他の町村に向つて協議をする、意見を聽くと云ふことがありますが、若し其意見を聽いて同意を得なかつた時には、頭到いけないのでありますか、又見氣が合はないで爭の場合になつた時には縣知事と云ふものが、內務大臣と云ふものかゞ之を裁斷するのであるか、是は何等か規定はありまするか、是はさう云ふ衝突を起した場合には如何なる處置を取られる積りでありますか、之を伺ひたい。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　此第六條の「道路ヲ構成スル敷地」は、詰り道路に必要なだけの意味でありますから、路面並に幾らかそれに必要なだけのものは之に含んで居ると、斯う御解釋を下さい、詳しいことは却つて私より政府委員の方が委員會に於て詳しく御説明を申します、第八條、此國道、府縣道等を認定するには、此法實施の際に致すのであるかと云ふ御尋でありますが、此法實施の際に認定いたす積りであります、第十一條、電車の停車場に達すると云ふやうなことがないと云ふ御尋のやうでしたか、是は必要はあるまいと思ひまして、尤も極めて必要なる地點がありますれば大概は此處に列記してある箇條に這入らなければ臨時認定いたすも差支なからうと考へます、明記して置く必要はないと思ふのです、次には先き阪本君の御質問になりました箇條でありますが、例へば樞要の地と申しましても現在では全く未開の土地でありますれば、そこに向つて樞要の土地とは申さぬのであります、併し將來其邊に道路を開いて置けば餘程重要な土地になると云ふ見込のある時には、此修正した箇條に依つて置くのに都合が好からうと思ひます、それから第十五條で町村の意見を異にした場合は監督の働きに依つて、何れが是なりと云ふことに決定を致して途は付く積りであります。

○矢口長右衞門君　本員の質問いたしたい所は、此第十條並に第十一條であります、第十條に「國道ノ路線ハ左ノ路線ニ就キ主務大臣此ヲ認定ス」とあります又第十一條に於て「府縣道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ府縣內ノモノニ就キ府縣知事之ヲ認定ス」とあります、是は何等諮問もせず、何れへも相談をせずして國務大臣が國道を決定し府縣知事は府縣道を決定すると云ふ意思でございませうか、既に御承知でございませうが、府縣の如きは一等、二等と云ふことを決するには府縣會の協贊を經て居りますが、是等の法案に付きましては何等諮問もせず、大臣若くは知事で道路を決定すると云ふことでございますかちよつと其事を御質問いたします、

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　唯今御尋のことは今日の實際に於きましては、地方に於ては或は地方議會に諮問をするし、又諮問をせざる所もあります、此點に付て衆議院に於きましては、成べく地方議會に諮問をするやうにして貰ひたいと云ふ希望がありました、差支ないことと考へましたから、其希望を容れることに返事を致して置きました。

○高崎親章君　終りにもう一件必要なることを御尋いたしたい、第三十三條に衆議院が修正を加へて「主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道」と云ふ文字を挿入して居ります、是は政府は御同意になつて居りますが、「主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道」とある以上は素より主務大臣の指定に屬しなければならぬ筈であります、主務大臣が指定せられる以上は何等特に「軍事ノ目的ヲ有スル國道」云々と云ふ文字を此處に挿入しなくとも、矢張り原案の「主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築」と云ふ事で事足るのであります、之を故らに此文字を挿入した所以は、或は新築若くは改築の外に、平素の維持修繕費までも國庫が負擔すると云ふ目的を以て此修正を加へたかと思ひます、果してさうであるならば私の見る所

では「軍事ノ目的ヲ有スル國道其ノ他主務大臣」と書いては、其平素の維持修繕費は是に這入りませぬ是は如何なる御解釋で衆議院の修正に御同意になつたのでありますか、之を伺ひたい。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君） 衆議院の修正通りになりますれば、「主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道」と云ふのは、殊更ら主務大臣の指定を持つまでなく、明かになつた次第であります、左樣になりましても別に差支のない事柄でございますから、是は修正に同意を致したのであります、修正の趣意は主として其處にございます、此外の意味はございませぬ。

○湯淺倉平君 本員は此法案に依りまして、初めて郡道なるものが國の法規の上に公認せられると云ふことになりまするに付きまして、曾て我が政府に聲明して居りました所の郡制廢止と云ふ問題との關係を伺ひたいのであります、內務大臣の御說明にもありました通り、明治九年太政官達の第六十號が我國の道路に關する法令の根本を爲して居るものでありまするが、其法規及其他の道路に關する法令の中には、郡道と云ふものは今日まで認められて居らないのであります、然るに今回御提出になりましたる法案に依りますと云ふと郡道なるものが第八條に於て認められた、さうして此郡道に當然編入せらるべき資格の規定が十二條に認めてあります、第三十三條に至りまして、是が維持負擔を郡なる公共團體に命ずると云ふことになつて居ります、其結果と致しまして、郡制と云ふものが此法律を實行するに付きましては、郡制を存置すると云ふことが第一の必要條件であると考へます、のみならず此法案實施の曉には先刻坂本君からも述べられました通り、郡なる公共團體が發達を來すと云ふことは必然の結果と考へる、果してさうであると致しまするならば、此法案の實施と云ふことに依つて郡制存廢問題と云ふことに付ては、是で安全を見るものと了承いたして差支ないものでございませうか、政府の御考を伺ひたい。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君） 御答いたしますが、郡道なる名稱は成る程今は無かつたかと記憶致しますが、併し事實は郡道なるものは湯淺君も御承知でございます、今日地方の實況に於て郡が自ら郡道を經營して居るものと、經營して居らないものと兩樣にございます、此法案を制定するに方りましては、右樣な地方の實況でございますから、全く事實に於ける處の郡道を認めないで定めるよりは、郡道なるものを玆に認めた方が、事實適當であると考へた次第であります、さうなれば即ち御尋の如く郡制に對して前に私共郡制廢止の意見を持つて居つたことがあるから、夫はどうなるかと云ふ畢竟御尋と思ひますが、兎も角此法案を作るに方り、今日に於て郡なるものは存在して居るのであります、此實況に付て郡を認めて郡道を置く方が宜いと云ふ考でやつたのであります、然らば郡制廢止の意見は捨てたかと御尋かも知れませぬが、郡制は廢止した方が宜しいと云ふ考は今に於ても持つて居ります、併ながら其意見を持つて居るから玆に郡制廢止法案を提出するや否やと云ふことは是は別な問題であります、左樣に御答すれば多少郡制の前途に對する不安の念を懷くかどうかと云ふ御尋が又重ねて起りませうが、多少さう云ふ念を起されても私の腹から申せば致方がございませぬ、併し現在の制度から申せば郡制廢止案なるものが玆に提出せられざる以上は、郡制は其儘存續して居るのであります。

○湯淺倉平君 唯今の御答辯を伺ひますると云ふと郡制廢止と云ふことに付ては、政府は郡制廢止の方が宜しいと云ふ考を持つて居るか、之を實行するか否やと云ふことは答辯を致し兼ねると云ふやうな御答であつたやうに伺ひますが、本年道路法案の御提出に依つて、曾て法の上に無かりし所の郡道なるものを、郡なる公共團體の維持負擔することになりまして、澤山の郡道が出來ると云ふことは是は一點疑ひの無いことゝ考へます、唯今內務大臣の御答に依りますと、郡道なるものは、現在に於ても事實存して居ると云ふ事でありましたが、成る程事實郡費支辨の里道或は郡道と唱へるものが、僅かに今日二百三十何郡、其延長六千里ばかりのものが存在して居ります、此法案實施の曉には全國各府縣に及んで延長も非常なものになると云ふことは、是は疑ひないことであると思ひます、詰り此法案の十二條に依りますれば、從來國道とするには其値打ちが輕い、里道として町村の支辨にするには少しく重いと云ふやうなものが、此法案の十二條に依りまして、自然郡道になると云ふことを、火を視るより明かなことであると思ふ、詰り此法案に依りまして、郡道なるものを認められ郡制の存置を安定ならしめ、郡なる公共團體の發達を促すと云ふことになるに拘らず、本年は郡と云ふ公共團體の發達を促すが、將來郡制は廢止するかも知れない、斯う云ふ御答は誠に奇異の感じを懷く次第でございますが、意見に亙ることは避けまして、續いて伺ひたいのは、若し郡制を廢止すると云ふやうな御考を御持ちになつて居ると致しましたならば、郡制廢止の結果と致して郡道なるものは存在するのでありませうか、郡道と云ふものは無くなるのでありませうか、若し郡道を存置すると云ふ事でありますれば、其郡道の維持、負擔は如何なる團體が致す事になるのでありますか、又郡道を廢止すると云ふ事になりましたならば、郡道に該當する路線は何れの公共團體が……何と云ふ名稱になるのでありますか、縣道になるか或は里道になるかどう云ふことになるのでありませうか、場合に依れば郡制廢止と云ふことを實行するか知れないと云ふやうな御考を持つて居られるのでありますれば、其邊の御樣子を伺ひたいと思ひます。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君） 私の御答へ申しましたのは郡制を廢するかも知れぬとは申上げない、郡制廢止の意見は前年と變る所がないと申上げた、併ながら郡制を廢する存すると云ふことに付ては、一點御答をして居りませぬ、それは唯自分の意見だけ申上げれば宜いと思つたから、左樣に申したのであります、兎も角郡制廢止案を出さない以上、現在に於て郡なるものは現在して居るのでございますから、此狀況に方つて今此道路法案を制定するに如何にするか、郡制のことを考慮して、今から郡道を認めぬやうにするか、郡制とは別問題にして、現在郡なるものが存在して、又郡道を經營して居る所もあるのであるから、如何に處置いたすが宜いかと云ふ考慮の上から現在の實況に最も適應するには此法案の如く致すが可なりと信じて、今のやうな案を出したやうな次第であります、將來若し郡制を廢止することが行はれましたならば、其時には郡道は無くなることが自然であらうと思ひます、其無くなつたのは如何に處置をするかと云へば或は引上げて府縣の經營になるものもありませう、町村の經營になるものもありませうと考へます、其事は將來さう云ふことがあるとするならば、其時に至つて處置するも何等困難な事柄でなし、此該法案を決定するに其邊まで審議を盡す必要がないと考へた次第であります、

○湯淺倉平君 御答辯に對しまして尙ほ重ねて伺ひたいことが多々ございますが、段々時刻も遲れますから、一應是で止めまして委員會等に於て御尋いたしたいと思ひます。

○男爵高木兼寬君 本案の特別委員は十五名と定めて御選定あらむことを希望いたします。

○男爵中川興長君 贊成。

○山根武亮君 先刻本員は質問を致さうと思ひましたが、皆さんの……

○議長（公爵德川家達君） 今委員の問題に移つて居ります、高木男爵の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます、書記官をして特別委員の氏名を朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

道路法案特別委員

伯爵林　博太郎君　子爵榎本　武憲君
子爵立花　種忠君　阿部　浩君
男爵山根　武亮君　渡　正元君
古市　公威君　男爵肝付　兼行君
石黑五十二君　阪本釤之助君
山之內一次君　高橋　作衞君
湯淺　倉平君　大谷嘉兵衞君
横山　章君

○議長（公爵德川家達君） 休憩を致します。

午後零時六分休憩

午後一時三十五分開會

○議長（公爵德川家達君） 是より午後の會議を開きます、日程第四、大正六年法律第六號中改正法律案政府提出、衆議院送付、第一讀會。

大正六年法律第六號中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月二十五日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

大正六年法律第六號中改正法律案

大正六年法律第六號中左ノ通改正ス

附則第五項中「大正九年一月一日」ヲ「大正八年四月一日」ニ、「大正八年十二月三十一日」ヲ「大

正八年三月三十一日」ニ、「三分ノ二」ヲ「六分ノ一」ニ、「二分ノ一」ヲ「八分ノ一」ニ改ム

附則第六項中「大正十一年一月一日」ヲ「大正八年四月一日」ニ、「大正八年十二月三十一日」ヲ「大正八年三月三十一日」ニ、「八分ノ一」ヲ「三十二分ノ一」ニ改メ「、大正九年一月一日ヨリ大正九年十二月三十一日迄ハ同上ノ差額八分ノ二、大正十年一月一日ヨリ大正十年十二月三十一日迄ハ同上差額八分ノ四」ヲ削ル

附則第十三項中「大正九年一月一日」ヲ「大正八年四月一日」ニ改ム

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

參　照

軍人恩給法中改正法律（大正六年七月法律第六號）

軍人恩給法中左ノ通改正ス

第十條中「軍人前條ニ該當スル傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキノ現官階」ヲ「第六條ニ依ル官階」ニ改ム

同條第一號中「戰鬪ノ爲」ヲ「戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ニ因リ」ニ改ム

第十四條第一號中「戰鬪ノ爲」ヲ「戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ニ因リ」ニ改ム

第十五條中「前條ニ該當スル傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキ」ヲ「現役ヲ離レタルトキ」ニ改ム

第十八條中「、海軍水雷夫及北海道移住ノ際定規ノ給助ヲ受ケタル屯田兵下士卒」ヲ「及海軍水雷夫」ニ改メ同條ニ左ノ一號ヲ加フ

八　北海道ニ移住ノ際定規ノ給助ヲ受ケタル屯田兵下士卒ニシテ從軍シ又ハ屯田兵村監視若クハ屯田兵部隊付トナリ軍隊ノ常務ニ服シタルトキハ其日數

第二十七條第一號ヲ左ノ如ク改ム

一　戰死シ又ハ戰鬪若クハ戰鬪ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍ノ爲メ死歿シタルトキ

第二十七條ノ二　第十條、第十四條及前條ノ戰鬪ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

附　則

本法ハ大正七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條第八號ノ改正規定ハ本法施行前ニ現役ヲ離レ又ハ現役中死歿シタル者ニモ之ヲ適用ス

前項ノ規定ニ該當スル者又ハ其ノ遺族ニシテ本法施行ノ際本法規定ノ退職恩給、免除恩給、增加恩給又ハ扶助料ヲ受ケサル者ニハ本法施行ノ日ヨリ本法規定ノ退職恩給、免除恩給、增加恩給又ハ扶助料ヲ給ス

本法施行ノ際退職恩給又ハ免除恩給ト增加恩給トヲ倂セ受ケ又ハ受クヘキ者ニシテ本法規定ノ金額ヲ受ケサル者ニハ本法施行ノ日ヨリ本法規定ノ金額ヲ給ス

本法施行ノ際扶助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニシテ本法規定ノ金額ヲ受ケサル者ニハ大正九年一月一日ヨリ本法規定ノ金額ヲ給ス但シ下士以下ノ者ノ遺族ニハ本法施行ノ日ヨリ大正七年十二月三十一日迄ハ本法施行前ノ規定ニ依リ受ケ、又ハ受クヘキ金額ニ該金額ト本法規定ノ金額トノ差額三分ノ一、大正八年一月一日ヨリ大正八年十二月三十一日迄ハ同上ノ差額三分ノ二ヲ倂給シ准士官以上ノ者ノ遺族ニハ大正八年一月一日ヨリ大正八年十二月三十一日迄ハ本法施行前ノ規定ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ金額ニ該金額ト本法規定ノ金額トノ差額二分ノ一ヲ倂給ス

本法施行ノ際退職恩給又ハ免除恩給ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニシテ本法規定ノ金額ヲ受ケサル者ニハ大正十一年一月一日ヨリ本法規定ノ金額ヲ給ス但シ大正八年一月一日ヨリ大正八年十二月三十一日迄ハ本法施行前ノ規定ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ金額ニ該金額ト本法規定ノ金額トノ差額八分ノ一、大正九年一月一日ヨリ大正九年十二月三十一日迄ハ同上ノ差額八分ノ二、大正十年一月一日ヨリ大正十年十二月三十一日迄ハ同上ノ差額八分ノ四ヲ倂給ス

前三項ノ場合ニ於テ陸軍卒ニ付テハ陸軍一等卒ノ額ニ依ル

第四項乃至第六項ノ規定ハ第三項ノ規定ニ依リ退職恩給、免除恩給、增加恩給又ハ扶助料ヲ給スル者ニ之ヲ適用セス

本法施行ノ際陸軍武官傷痍扶助及ヒ死亡ノ者祭粢並ニ其家族扶助概則、海軍退隱令又ハ陸軍武官恩給令ニ依リ扶助料、退隱料又ハ恩給ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ第四項乃至第六項ノ規定ニ準シ本法規定ノ金額ヲ給ス

前項ノ規定ニ依リ退隱料又ハ恩給ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ノ遺族ニハ前項ノ規定ヲ準用ス

第五項又ハ第九項ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者權利消滅シタル場合ニ於テ轉給ヲ受クヘキ者ニ給スヘキ扶助料ニ付テハ第五項ノ規定ヲ準用ス

第三項ノ規定ニ依リ新ニ退職恩給、免除恩給、增加恩給又ハ扶助料ヲ受ケムトスル者及第三項乃至第六項又ハ第九項ノ規定ニ依リ金額ノ增加ヲ受ケムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ七年內ニ之ヲ請求スルニ非サレハ其ノ權利ヲ拋棄シタルモノトス

第十項又ハ第十一項ノ規定ニ依ル扶助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ハ轉給ヲ受クヘキ事由ノ生シタル日ヨリ七年內ニ金額ノ增加ヲ請求スルニ非サレハ其ノ權利ヲ拋棄シタルモノトス但シ大正九年一月一日以後ニ於テ轉給ヲ受クヘキ事由ノ生シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

〔政府委員柄內會次郎君演壇に登る〕

○政府委員(柄內會次郎君)　說明を致します、明治四十四年に軍人恩給法が改正になりまして、其以前の規定に依りまして恩給を受けて居りました者に向ひまして、現行法に依つて支給を致したいと云ふのが大正六年法律第六號でございます、然るに此大正六年法律第六號の制定せられました當時は、財政上の御都合と云ふことでございまして、之を一度に規定することが出來ませぬので、五箇年に亘りまして大正七年一月より五箇年に亘りまして逐次に更正すると云ふことになつて居ります、然る所近年物價騰貴の結果と致しまして生計上の困難を訴ふる者が多くなりまして、其の救濟の一策として此度の改正案が提出された譯であります、之に依りますと大正六年法律第六號の更正をまだ經ない所のものを繰上げまして、一時に八年の四月一日より更正をする斯う云ふことになりますのが眼目でございます、どうか御協贊を願ひます。

○議長(公爵德川家達君)　別に御質問もないと認めますから特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

大正六年法律第六號中改正法律案特別委員

侯爵蜂須賀正韶君　子爵五辻　治仲君
柴田　家門君　男爵西　紳六郎君
男爵藤井　包總君　男爵山內　長人君
男爵德川　厚君　市來　乙彥君
八木久兵衞君

○議長(公爵德川家達君)　日程第五、時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年二月二十五日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

時局ノ影響ニ因ル地方稅制限擴張ニ關スル法律案

北海道、府縣及市區町村ハ當分ノ內時局ノ影響ニ因リ必要ナル費用ニ充ツル爲內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條ノ制限ヲ超過シテ課稅スルコトヲ得但シ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ス

一　北海道、府縣ニ在リテハ明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條ニ於テ北海道府縣ニ付規定シタル各稅ノ制限率又ハ制限額ノ百分ノ八十

一　市區町村ニ在リテハ明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條ニ於テ市區町村ニ付規定シタル各稅ノ制限率又ハ制限額ノ百分ノ六十

前項ノ規定ハ明治四十一年法律第三十七號第四條ノ場合ニ之ヲ準用ス

明治四十一年法律第三十七號第五條第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附　則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣男爵高橋是淸君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是淸君)　本案の說明を致します、時局以來地方の財政は窮迫を告げまして、最近甚しき狀況にあります、依つて當分の中地方財源の中最も主なる國稅附加稅の制限を緩和して以て地方財政の窮迫を救ひ、其緩和を圖らんと欲するのであります、御協贊を與へられむ事を望むのであります

○阪本釤之助君　本案の時局の影響に因る地方稅制

限擴張に關する法律でございますが、斯く表題を設けますと穩のことのやうに聞えまするが、實は國民に取りましては全く增税であるのであります、名は地方税の制限の擴張でありまするが、國税を增加せられると何等選ぶ所はないのであります、即ち現在府縣町村が附加税として取つて居ります所の税は、府縣に於きましては八割、市町村に於きましては六割の增加になる案なのであります、大いに研究すべき問題であらうと思ひますが、政府殊に文部當局は之を以て小學教員、中學教員の優遇に向けるのであるが、言ひ換へて見れば國民教育、中等普通教育の改善の一手段であると云ふことを聲明されて居るやうであります、私は其結果如何と云ふことを大いに疑ふものであります、併し是は議論になりますから餘り多くは申しませぬが、茲で承はりたいのは各地方に增税を許して、而して其結果が其必要を感じて居る所の地方の小學、中學の教員を待遇すると云ふことに付てどう云ふ効果を見るのでありませうか、數字から申せば、府縣市町村が其結果として取る所の金が總計何程になりまして、其中何程を如何なる方法に依つて小學、中學の教員に潤澤を及ぼすものでありますか、尙ほ餘裕を生じませうが、其餘裕は如何なる費用に使はれるものでありますか、是は內務にも關係を致しますから、實は內務大臣の答辯をも得たいと存じますが、先刻承はりますれば、衆議院との關係で御出席がむづかしいと云ふ御話がありましたから、強ひては求めませぬが、幸に大藏大臣も御出席のことであります、兎に角文部省の教員優遇と云ふ事に付て其結果がどう云ふことになるものであると御認めになるかと云ふこと、其他の使ひ方はどうなるのであるかと云ふことは、是は文部以外の、內務なり、大藏省の御解釋はどうなるのであるか、此國民に……承はる所に依れば四千萬圓か、五千萬圓の增税になるのでありますが、其增税は世間の唱ふる所の小學教員、中學教員の幾分切迫したる事情に對して、どう云ふ効果を的確に現はすことが出來るかと云ふことを極く的確に文部大臣に承はりたい、而して尙ほ其他の金は若し有りとすれば、如何に御使用になるかと云ふことを、他の大臣より承はりたいのであります。

〔國務大臣中橋德五郎君演壇に登る〕

○國務大臣(中橋德五郎君) 御答を致しますが、是は大體に於きまして時局の影響よりしまして、總豫算に於ても、臨時費に於きましても此教官に當る者に付きまして增俸を致し、又一般官吏に向つて臨時手當を支給する、斯う云ふ計畫を立てゝ居るのであります、付きましては此府縣並に町村に居りまする所の職員と云ふものに對しても相當の手當を支給したい、さうして釣合を取りたいと云ふことの案からして起つたのであります、是れより徵收しました金は何れ後に內務當局の方からして御返事を致しませうが、臨時手當、增俸、物價騰貴に依る旅費其他のものに支給する、斯う云ふ大體の立方になつて居ります、其中に付て教育に關するものを御話いたします大體は制限を擴張いたしまして、地方税に於て、即ち府縣税に於て二千二百萬圓までいけると云ふことに制限を付けたいのであります、それまで必ず取ると云ふ積りではありませぬ、各縣の狀況に依りまして、色々に區々になりませう、又町村の方に付きましては二千萬圓ばかりのものまでいけると云ふことに制限を擴張いたす案であります、而して其中で此教育に從事しまする中等程度の教員は主として府縣の支辨になつて居りますから、其方に對しましては幸に昨年の暮の府縣會に於きまして相當の金を支出しまして、或は增俸、或は手當、其額が彼是二百萬圓餘りに超えて居ります、で今二百萬圓餘りばかりを府縣が出しますると、大體五割の一般官吏に對する手當と釣合ふやうになる譯であります、それまで成るべくいくやうに心配をしたいと云ふことの仕組になつて居ります、それから町村の方は小學校の教員、文部の關係に於きましては是は大變人數も多い從つて俸給の額も大體多くございますから、今日彼是支給して居るものが四千萬圓を超えます、それに對しまして、若しうまく最高額までいければ、一千百萬圓ばかりになる見込であります、是は府縣の狀況に依りますから、實行上どう云ふことになりますか、實行した曉でなければ正確なことは分らぬのであります、大體はさう云ふやうな計畫で此仕組があるのであります。

○高崎親章君 私の今質問せんとする所のことは阪本君が述べられましたから、大半は其御答辯で分りましたから、尙ほ漏れたる所を伺ひたいと思ひます此案は洵に簡單なるが如くでありますが、實に國民に取つて容易ならぬ是は改正案であると考へますのであります、阪本君の言はれる如く、名は違ひますなれども、明に是は增税の結果をなすのであります若し是が地租とか所得税とか、營業税とか云ふものに向つて町村教育の爲に四千萬圓乃至五千萬圓の增税をすると云ふ案でありましたならば、大なる議論になるのであります、然るに明治四十一年法律三十七號の改正と云ふので、僅かなる修正の如くに見えますから、左まで國民が注意を留めませぬか存じませぬが、國民の負擔の上に於ては非常なるものになつて參るのであります、唯今文部大臣の說明の中にも地方費が幾ら、町村費が幾らと率を擧げられましたが、町村以外に府縣費と云ひ、國費と云ひ、國民の頭に負擔を受ける所のものは皆一つであります、是は一人が皆脊負はなければならぬのであります、餘ほど是は負擔を增す上に於て非常なる苦痛を感ずるものとなるのであります、阪本君の質問に對しての御答で分つて居りますから、此以上は申上げませぬが、唯今尋ねる所は此法律案提出の理由の中に「時局の影響に因り」と云ふことが書いてあります、時局の影響に因りとあるから、それの結果として當分の中と云ふ文字が這入つて居る、此當分の中と云ふことは如何に解釋を致せば宜いのでありませうか是は即ち時局から起ることでありまする、時局結了の後、即ち講和談判の結果までの當分の內でありませうが、此當分の內の御見込の解釋を伺ひたい、而して文部大臣の御答に依ると、此町村教員の手當給料等のことも言つたやうでありますが、是等は物價騰貴の結果より出づることゝ思ひますが、若し物價が戰時前に復した場合に於ては之を如何御處分になるのでありますか、本案は矢張り現行の姿に直ちに復せらるゝ御趣意でありまするか、それを伺つて置きたいのです。

○阪本釤之助君 御一緒に御答を願ひたいと存じます、唯今文部大臣の御答に依りますると云ふと、府縣税の方は僅に文部の要求は二百萬圓で宜しいのである、さうすると如何にも中學教員優遇と云ふ言葉を大にして、而して二千二百萬圓の增税をさせて、其中文部省は二百萬圓を御使ひになるのである、私共が見ますると地方の教育改良には、まだ〳〵せねばならぬことが澤山あるのであるに拘らず、文部省が如何にも仕事をするかの如く世間に諒解せしめて置いて、而して僅に二千二百萬圓の內二百萬圓しか文部省は使はぬのである、町村の方へ參りますると二千萬圓の內から千百萬圓を文部省が使ふかの如く仰しやいますが、是も御言葉が濁つて居りました、二千萬圓の內から一千百萬圓使へば九百萬圓殘る譯であります、其一千百萬圓と云ふ金が果して小學教員の優遇に使はれ得るのであるか、此場合其要點を承つて置きたい、尙ほ數字的に僅に二百萬圓ほか府縣には御使ひにならぬのに、町村には千百萬圓御使ひになる御確信があるのであるか、內務と大藏との御話が附いて居るのであるかどうかと云ふことを、希くば寧ろ內務大藏の內から御答を願ひたいと思ひます。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 內務大臣が居られませぬので、私から最初の御問ひに付ての御答を致して置きます、不十分であらうと考へます、當分の內と云ふことの解釋に付ての御尋ねでありまするが、是は時局の影響の續く間と云ふことに御諒解を乞ひます、此時局の影響に因りまして諸物價騰貴に際し地方に於きましても多少の手當を與へて居りますがなか〳〵十分に行かぬのであります、此方に依りましては斯樣な法律でも出ますれば未だ財源を得るの餘地のあるにも拘らず、法律に制限があるが爲に其事も出來ないと云ふことであります、それで詰り地方費支辨に係る道府縣の俸給旅費の增加、是も即ち時局の影響に因ります、又道府縣の吏員其他の者の臨時手當も給與する必要があるので、物價騰貴に連れまして地方費支辨に屬する廳費、雜費等も增加を要求するのでございます、從つて道府縣の各種の事業費に於きましても、物價騰貴の影響を受けて增額を要するので、又市區町村に於きましても同樣で、吏員を首め、文部大臣から申上げました所の學校の分に屬しまする俸給、旅費等の增額を要しまする、それに矢張り吏員其他の手當にして市區町村の負擔に屬するものゝ增額を要します、又役場或は役所其他の事業費並雜費等の增額をも必要と致すのであります、又其市區町村の負擔して居ります各種事業の費用に於きまして、物價騰貴の影響を受けて增額をする、斯う云ふ狀況でありまする故に、此時局の影響の繼續する間は此法律に依つて、地方費支辨に對して臨時の財源を求めると云ふ事が眼目でございます、最後に御尋ねの學校に屬しますることは、尙ほ

文部大臣より詳しく御說明を申上げませう、尚ほ内務省に屬しますことで、此上詳しいことは内務大臣出席の時に御質問を乞ひたく考へます。

○阪本彭之助君　唯今本員の御尋ね申したことは、大臣が御差支なれば政府委員が責任を以て御答へ下さることならば差支ございませぬ、唯今御尋ねしたことを明確に御答を願ひます。

〔政府委員添田敬一郎君演壇に登る〕

○政府委員（添田敬一郎君）　唯今大藏大臣より御說明に相成りました以外に於きまして、御質問の要旨をもう一度……甚だ恐縮でございまするけれども……

○阪本彭之助君　繰返して申上げますが、先刻文部大臣の御答辯に依りますると、此法律の結果としては、府縣に於ては二千二百萬圓の増徴が出來る見込である、然るに中學校教員の、即ち府縣の經費に屬する中等教員の優遇に付ては既に昨年の縣會に於て二百萬圓程は増加をして居るのであるから、あともう二百萬圓も使へば先づ希望通りの優待が出來る積りである、斯う云ふ御答でありまするから、之を考へて見ますると、詰り二千二百萬圓の増徴の内から文部の所管としては二百萬圓だけ御使ひになれば、文部は御滿足になると云ふ意味に聞えるので、さうすると世間では、今度の「時局ノ影響ニ因リ」云々と云ふ法律が出來たのは、學校教員の優遇と云ふことに使はれるのであると云ふやうな意味から、世間の異議も少いやうに考へるのであります、然るに府縣税は二千二百萬圓増徴が出來ると云ふ内から、僅に二百萬圓だけ使へばそれで宜しいと云ふことであれば、あと二千萬圓と云ふものが、御供の方が非常に大きいものになる、又町村の方で二千萬圓の増徴が出來る、其内から千百萬圓小學校教員の俸給に使はれゝば滿足であると云ふ文部大臣の御答でありました、さうすると是は大分多い、二千萬圓の中千百萬圓は小學校教員優遇の爲に使はれると、あと九百萬圓しか殘らぬのであります、さうすると是はどうなるのでありますか、さうしますと詰り府縣の方で二百萬圓、町村の方で千百萬圓は此教育者の優遇に使ふと云ふ意味であるか、是は他の省に於ても大藏内務の方に於ても、承認されて居る……文部大臣の言はれて居る通り是だけは府縣にやらせると云ふことは御承知になつて居るのであるかどうか、それを文部、内務、大藏、其方の主務大臣から明確なる御答辯を得て置きたい、斯う云ふことであります。

〔政府委員添田敬一郎君演壇に登る〕

○政府委員（添田敬一郎君）　御答いたしますが、内務省に於きましても既に此案の理由書に書いてありまするが如く、地方に於ける官公吏に對する増俸、若くは臨時手當に支給をすると云ふことの希望を有つて居ります、即ち先刻文部大臣より御述べになりましたる學校の教員に對する増俸及臨時手當と云ふものも、此官公吏の全體の中に含んで居ることは御承知の通りでありまするからして、内務省に於きましても出來得る限りは文部省の御希望の達せらるることを矢張り希望致して居りまする。

○阪本彭之助君　それ以上御答が出來ねば已むを得ませぬが、現に昨年小學教員の俸給を國庫が分擔する法と云ふものが出來ました時に、此一千萬圓の金を如何に使ふかと云ふことは、當議場に於いても非常に議論のあつたことであります、今度は國庫の金ではありませぬが、矢張り同じやうなことに出て來たのである、然るに既に今内務當局の御答に依りますると、此理由書に書いてある通りのことを御述べになつて居りまして、まるで教育と云ふことが主であると云ふことは見えませぬで、さうすると文部大臣だけは左様に御考へになつて居りますが、偖て之を地方に實施されるに當つては如何なる使ひ方をするか、内務省の方で餘り力瘤を入れて教育の方へ使へと云ふことを仰しやることにも見えないのであります、さうしますと文部省では豫て高等教育機關擴張に付て御尋ねした時には、地方の方のことは制限外の擴張を圖り教育改善の爲に使ふ積りだと云ふ御答があるにも拘らず、若し之を議會が認めて、然るに一向教育の改良には差したる効果がなかつたと云ふことになりますと、事が志と違ふのであります、此點を内務、大藏は此以上の御答は出來ぬのであるか、さうすると又幾ら教育の爲に使ふと云ふことに付て御成案はないものでありますか、それだけをもう一遍繰返して伺ひます。

〔國務大臣中橋德五郎君演壇に登る〕

○國務大臣（中橋德五郎君）　尚ほ大藏、内務の當局者からも御答を致しまするが、私が先ほど御答をしましたのに補足いたしまして、誤解を來すと云ふとなりませぬから……、是は單り教育費だけの爲に制限の擴張をしたのではありませぬ、全體時局の影響に因りまして、府縣並に町村の事務に從事する者に對して手當を出し其他の費用に充つる、斯う云ふことになつて居るのであります、私は其中の一部のものを申上げた譯であります、一部のものと云ふのは即ち中等程度の教員並に初等教育に從事する教員と云ふやうなものゝ増俸、若くは臨時手當、即ち待遇を良くすると云ふ方の御話を申上げました、教育の方にしましてもそれに止りませぬ、他の郡役所、其他の色々の機關がありますから、それと同じやうに教育の方にも矢張り學校の雜費其他いろ〳〵のものが要る譯でありまするから、獨り單に教員の待遇だけでありませぬ、又各地共に是は事情を異にするのでありますから、必ず、全國一律に行くと云ふことは豫想いたして居りませぬ、又此最高額は各地共に行かうとも考へて居りませぬで、今申した金額の中で教育事業に對する金額が稍々少いやうな御話のやうにも伺ひましたが、其大小は別問題と致しまして是は全體に府縣支辨並に町村の支辨に當るものに付て時局の爲に非常に物價が上つて居ります、其他經費が増して居りますから、それを緩和いたしたい、之を致しませぬと云ふと、どうも戸數割などに、其他の雜税を起したりして、地方に非常に苦情が多うございますからして、成るべく此法で緩和を圖ると云ふ趣意も這入つて居るのであります、それで又先ほど申しました金額だけに行く行かぬは實行上のことでありまして、能く相談せぬと決りませぬが、それは即ち希望通り滿足するやうに御考へ下すつたやうでありますから、漸次各種の方法を以て優遇の方法を講じなければならぬと云ふやうな考を有つて居ります、どうぞさう云ふやうに御承知を願ひたい。

○鈴木摠兵衞君　私は内務、大藏の當局の方に伺ひたいと思ひますが、此地方税の制限を擴張されることになりますと從來各地には動もすると云ふと弊習があります、或は收入を多くするが爲に新税を起すとか、或は營業税の附加を重くするとか云ふことがあつて、大體の上に意外なる結果を生ずることがあります、是等に對しては、内務、大藏兩省に於きましては、府縣のことに付ては府縣會、又町村のことに付ては町村會の自治に委せて、之に付て制裁とか或は又權衡を得せしめる爲に監督と云ふやうなことは嚴にせられて、不權衡のないやうに取扱はれるのは當然でありませぬか、動もするとさう行かぬ、今や制限が擴張になりますれば、或は爲政者が地方の感情、或は其他の情實の爲に偏重偏輕のことのあるやうなことがありましては容易ならぬことであります、之に對して是等の制裁の上に付ては如何なる御考がありますか伺ひたい。

〔政府委員添田敬一郎君演壇に登る〕

○政府委員（添田敬一郎君）　御答を致しまするが、從來と雖地方税の各種類に付ては成るべく權衡を得せしむべき方針を執つて居りまして、さう云ふ方針で監督いたして居ります、此の制限擴張法案が愈愈實施されました後に於きましても矢張り其の方針は改めませぬ、出來得る限り此三税は成るべく權衡を得せしめる考で監督をして參りたいと思ひます、即ち内務、大藏兩大臣の許可を受けます場合には、それ等の點を考慮いたしまして處置をしたいと考へて居る次第であります。

○議長（公爵德川家達君）　特別委員の氏名を書記官をして朗讀致させます。

〔岡書記官朗讀〕

時局の影響に因る地方税制限擴張に關する法律案特別委員

伯爵松浦　厚君　子爵稻垣　太祥君
子爵水野　直君　子爵白川　資長君
荒川義太郎君　男爵南岩倉具威君
西久保弘道君　中山嘉兵衞君
島　定治郎君

○議長（公爵德川家達君）　日程第六、高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律案
右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也
大正八年二月二十五日
衆議院議長大岡育造
貴族院議長公爵德川家達殿

高等諸學校創設及擴張費支辨ニ關スル法律案

政府ハ大正八年度ヨリ大正十三年度ニ至ル六年度ニ於テ高等諸學校創設及擴張支辨ノ爲總額三千四百五十五萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得
前項ノ經費中帝國大學ノ擴張ニ關スルモノニ付テハ帝國大學特別會計法ヲ適用セス

〔國務大臣中橋徳五郎君演壇に登る〕

○國務大臣（中橋徳五郎君）　唯今議題になつて居りまする高等諸學校創設及擴張支辨に關する法律案、此提出の理由を申上げます、是は今朝も段々御質疑がありました大正八年度の追加第二號、教育に關する擴張案の財源に關する法律であります、あの追加豫算は六年に亘る繼續費で、總額四千四百五十五萬圓と云ふことになつて居りますから、其の中一千萬圓が御內帑金で充當することになつて居りまするで、三千四百五十五萬圓と云ふものを借入金又は公債を以て之に充てたい、斯う云ふ計畫よりして起りましたる法案であります、極めて簡單なる法案でありまするから、どうぞ御審議の上御賛成を……

○阪本釤之助君　本案は先刻追加豫算の場合でありましたが、江木君より御尋がありまして、此案は不可分のものであるか、不可分のものであるならば何故に可分が出來ないのであると云ふ其理由を聽きたいと云ふ御尋ねでありまして、本員等も其御答は確に承はつて置きたいと期待しましたが、明瞭な御答がありませぬ、何故に斯の如き尨大なる計畫を、時々切つて御遣りになつて宜かりさうなものである、それを六年も先のことまで極めて置かなければならぬのは何故か斯の如き繼續案を御出しになると云ふことに付て、幸ひ當局の大臣が御出席でありますから、一應御示しを願ひたいのであります。

〔國務大臣中橋徳五郎君演壇に登る〕

○國務大臣（中橋徳五郎君）　御答へ致しますが、此豫算の編製の仕方は申上げる迄もなく、色々に組めるものであるのでありますから、併し成るべく一の計畫の下に實行いたしたいと云ふものは多く繼續費に從來は組んで居る譯であります、それで今朝の提出になりました追加豫算の如き學校の擴張はどうか之を一纏めにして、さうして今日收容し切つて居ない所の者を全部收容するだけの目的を達したいと云ふ所から、斯の如き案を提出した譯であります、學校のことでありますから、一校が多く三年若くは四年の繼續費に從來は一々やつて出て來た例もありますが、併し今回のゝほどうかして之を二十九校及大學擴張が、增設が十ばかりあります、と云ふやうなものを途中で止めたくない、途中で止めては計畫が破れる、結果が悪いであらう、又其中の教官養成費の如きものは、どうしても途中で止められては困るのであります、成るべくは此計畫と伴つて、六箇年繼續して行くと云ふことに致しませぬと云ふと、實行上餘ほど困難を感します、尙ほ他の豫算に付ても、申上げる迄もなく、鐵道だとか、切れば切れるものも隨分ありますが、繼續費になつて出て居るものもあるやうな譯であります、當局は是は一箇にして計畫を遂行する方が本計畫遂行の上に於て極めて宜しいと云ふ考を以て之を提出した譯であります。

○男爵阪谷芳郎君　過日來豫算委員會に於て大藏大臣の御說明に依りましても、公債は成るべく鐵道の如き殖產的のものに限ると云ふ御趣意のやうに承はつて居りまして、大いに是は本員に於ても同感に考へます、本員の記憶する所に依れば、政府が每年財政の計畫を立てられる上に於て公債の支辨に依つたと云ふことは、戰爭の費用であるとか、或は鐵道の如き殖產的の性質のものに限られて居るやうに考へます、固より何も禁じた法律があると云ふ譯でありませぬけれども、學校の建物を造るとか、地所を買ふとか云ふことの爲に一般會計に於て公債を募られると云ふこと極めて耳新しい、殆ど承知いたさぬのであります、而かも是が五六年度に亘つて居りますから一箇年にして見ると僅に五百萬圓位の金である今年度の豫算を見ますと云ふと、臨時軍事費を合せて十二億と云ふやうな大きな高になつて居るのであります、此五六百萬圓の金が十二億の歲計を有つて居る政府の財政の上に於て計畫が立たぬと云ふのでも甚だ遺憾な感が致すのであります、殊に年々剩餘金もあり、又政府が豫算委員會に御示しになつた十年計畫、將來の計畫に付ても來年度は餘りがあると云ふやうな御計算も出て居るやうに考へますが、五六年先までも矢張り學校建築の爲に公債を募らなければならぬと云ふことは財政の計畫として甚だ薄弱に聞えるやうに思ふのであるが、是は何とか適當な財源を求められ、矢張り從來の歷代の政府がやつて居られたやうに戰爭の爲め若くは鐵道の如き殖產的のものに限ると云ふ譯に計畫を御改めになると云ふ譯にいかぬのでありますか、一應政府の御意見を伺つて置きます。

〔國務大臣男爵高橋是淸君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君）　阪谷男爵の公債支辨に關して成るべく鐵道の如き、放資した資本より生ずる收益を以て元利の償還の立つ事柄に必要なるものは公債も宜からうが、左樣な收益の見込のないものゝ費用は成るべく公債に依らぬ方が財政計畫としては宜いではないか、と云ふ御趣意からしての御質問で、誠に御同感でございまする、唯此高等教育機關の計畫に付きましては、屢々總理大臣及文部大臣からも陳述いたしましたる通り、今日中學を出た學生が數萬收容所がない爲に、即ち高等教育の機關の設備不十分なる爲に、年々數萬の學生が方向に迷ふ中學を卒業した年齡の者が前途有望なる光を見ずして方向に迷ふと云ふことは實に社會の狀態として忍ぶべからざることである、且つ又此戰爭……歐羅巴の戰爭の影響として世界中の人々の思想に一大變化を來たさんとしつゝある此時機に於ては、從前の如く年々數萬の學生をして方向に迷はしめると云ふことは、如何にも棄て置き難いことである、故に此計畫を立てゝ十分に最初の見込通り中途に頓挫することのないやうに財源を確めて行かなければならぬと云ふことでありました、然るに一方に於きまして、國家の將來、時勢に順應して各種の施設をしなければならない上から考へまして、迚も此計畫の中途に廢せずして、初めから立つた計畫通り遂行するだけの財源を一般歲入の上に求めることは困難でありまする、而かも此計畫に對して要しまする所の四千四百五十餘萬圓と云ふものは、一般に繼續して之を唯今の財政の狀態で普通の歲入に求めると云ふことは、計畫を立てます上に於て餘程の無理をしなければならぬ、其無理と云ふのが即ち實行の出來ないやうな事になる處があるのであります、唯今阪谷男爵の御話の如く十箇年概計表の上に於て、九年度に於て一億と云ふ歲入超過を見て居りますが、是も或る機會に於て既に申上げた通り、臨時事件費から唯今出して居ります所の時局の影響に因りまして、臨時手當其他賜費の補足等をいたして居ります、即ち物價騰貴の影響を受けて殖えて居ります所の支出は直ちに九年度より、戰爭前の諸物價に下つて其臨時の增加の必要を見ざるに至ると云ふ確信はないのであります、或は物價騰貴の影響は九年度以降にも續くものと見ると云ふ事の考を以て計畫を立てなければならぬ、一方に於ては戰時利得稅は講和條約調節の年の終りを以て廢しまするので、假りに本年講和の條約が調印になりますと、此本年の十二月を以て戰時所得稅の歲入はなくなるのであります、前申上げた物價騰貴の影響を受けまして增額を要しまする所の廳費、旅費、或は增俸、增給の如きものは普通一般歲入の支辨に仰がなければならぬのであります、それが唯今の見込では凡そ一億二千萬圓も要るだらうと考へて居ります、之に對して十年概計表に於て歲入超過を一億と見て居りますので、即ち一億二千萬圓は要用があるだらうと云ふ豫定に對して、歲入超過額が一億でありますから、數字から綿密に申しますれば、二千萬圓の不足を生ぜなければならぬ、併し一方には既に或る機會に申上げましたる如く、七年度に於ける歲入增加もありまするからして、九年度の豫算を立てる上に於て是まで臨時事件費より支辨したものを補足するには、差支ない考で居りまするで云ふことを申上げて置きました、左樣な目的のある所の歲入超過額が十年概計表には揭げてあるのでございます、成るべくは學校の如きものは公債若くは借入金などに依らずしてやるのが正則でございます、それ故從來とても高等教育機關の設備を急ぎまして、財政の許す範圍に於きまして、高等學校の新設若くは擴張を圖つて參つたのでありますが、如何せん普通歲入に依りましては其計畫が十分に行はれませぬ、然るに一方に於ては前申上げましたる如く今日數萬の學生が方向に迷ふと云ふことは此時勢に於て殊に棄て置き難いことでございまする、一時に大計畫を立てましたのでありまするから、止むを得ず財源を公債に仰ぐことに至つたのでありますからどうか其邊のことの事情を御酌取り下すつて、御審議の上御協贊を與へられむことを請ひます。

○議長（公爵德川家達君）　特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律案特別委員

伯爵大木　遠吉君　　高崎　親章君
大山　綱昌君　　男爵神田　乃武君
男爵阪谷　芳郎君　　男爵池田　長康君
木場　貞長君　　田所　美治君
野々村久次郎君

○議長（公爵德川家達君）　報告を致します。

〔長書官記官朗讀〕

本日議員男爵坂本俊篤君より三十三名の贊成を以て左の修正案を發議せり

裁判所の設立に關する法律案に對する修正案
大正二年法律第九號中改正法律案に對する修正案

○議長（公爵德川家達君）　日程第七、裁判所の設立に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第二讀會……此際問題と致しますのは坂本男爵より提出せられました修正の箇條と御承知を請ひます、修正案の朗讀を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

裁判所の設立に關する法律案修正案

右議院法第二十九條に依り提出候也

大正八年三月一日

發議者　男爵坂本俊篤

贊成者
伯爵松浦厚　伯爵柳原義光
小野田元熙　男爵石黒忠悳
荒川義太郎　男爵高千穗宣麿
男爵名和長憲　男爵西紳六郎
男爵阪井重季　男爵内田正敏
男爵山内長人　男爵船越光之丞
男爵千秋季隆　男爵斯波忠三郎
男爵安場末喜　男爵伊丹春雄
男爵本田親済　男爵福原俊丸
男爵清水資治　男爵永山盛興
男爵今園國貞　男爵佐竹義準
男爵藤村義朗　男爵小畑大太郎
男爵東郷安　男爵矢吹省三
谷森眞男　藤田四郎
高田早苗　伊澤多喜男
江木翼　湯淺倉平
橋本辰二郎

貴族院議長公爵德川家達殿

裁判所ノ設立ニ關スル法律案中十五項ヲ左ノ如ク改ム

栃木縣安蘇郡佐野町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ佐野區裁判所ト稱ス

〔男爵坂本俊篤君演壇に登る〕

○男爵坂本俊篤君　唯今議場に向つて朗讀されました所の、本員より提出いたしました所の修正案に付きまして單簡に其趣旨を申述べたいと思ひます、大正二年行政整理の結果廢止されましたる所の區裁判所は百二十八箇所、其中今回に至りますまで三回に回復せられました所の區裁判所の數は九十余箇所に上つて居るのであります、其中單純に元の場所に復活せらるゝことなくして、今回の例の如く佐野に復活されませずして、其隣接の町たる足利に復活せられたと云ふことは、深く本員の注意を惹起したのであります、そこで過日此委員會に於きまして、特別委員の一人と致しまして、政府委員に向つて其の說明を求めたのであります、然るに政府委員の說明は不幸にして本員の疑問を解くこと能はざりしのみならず、益々本員が考へて居りました通り、是れは足利町に新設されずして、元の佐野町に復活されることが適當であると云ふことの信念を確めた次第であります、區裁判所の箇所を選定するに當りましては、勿論其土地の經濟の狀況、人口、戸數其の他一般の經濟狀態等を考慮いたしますることは勿論でありまするが、是れは第二義の條件でありまして、最も考慮すべきことは、區裁判所に於いて取扱ひますところの裁判の事件數及交通の便否と云ふことが最も大切であると考へます、然かいたしまして、此の裁判所の取扱ひまする件數と申しまするも、是も究極いたします所の人民の便利を圖るに基く事でありまするから、交通の便否如何と云ふことが、問題を決定するの第一義であらねばならぬと考へるのであります、そこで此便否如何と云ふことを、佐野町と足利町の兩方に渉つて見まする時には、是は佐野町に置く方が此安蘇足利兩郡を通じて最も適當なる場所と云ふことに判斷を致すのでございます、勿論一と所に置いた區裁判所が總ての地點からして便利であると云ふことは到底望むことの出來ないことであります、何れの處か不便の處が出來なければならぬのでありますが、總體を通じて比較的便利の處に置くと云ふことにならねばならぬのであります、所で此問題は別段議論も評定も要らぬことである、地圖を見さへすれば直ぐに此問題が決定されるものでございまして、試みに足利の方に置く方が宜いと云ふ方の側から見まするには、足利郡の方には菱村と云ふ所の遠隔の地方がある、之を佐野町に裁判所を置きますときに、此菱村と云ふ所からは餘程距離が遠くなる、菱村に取つて甚た困難な事になる又之を足利町に置きますときには安蘇郡の中に於て少なからぬ交通上の不便を感ずる村落があるのであります例へば氷室村又は野上村などゝ申しまする所の村から致しますると、假りに足利町に置きますると此の村から足利町に參らうとするには五六里の道を歩いて參ります、さうして東武線に接續いたします所の私設鐵道の葛生とか或は田沼と云ふやうな途中の「ステーション」に辿り著きまして其「ステーション」から又若干汽車に乘りまして、さうして佐野町に到著いたします、それから今度は東武線を乘換へて、さうして桐生の方面、足利の方に參るのであります所が此線路は小山の方へ通ずる線路でありまして、是等の乘換とか鐵道の時間の關係上から餘ほど接續が惡るいと云ふことでありますそれ故に是等の村落から足利村に參ると云ふことは餘ほど困難な事情であると云ふことであります、之を足利郡にあります所の菱村あたりから二里の道を歩いて參りまして、桐生から足利あたりまでに渉ります所の或る「ステーション」に著きまして、それから佐野町に參ると云ふものに較べますると遙かに困難であると云ふ事であります、是は地圖の上から見て如何にも左樣であらうと云ふ事の判斷が玆に付くのでありますそこで此交通問題は地理上の關係に於きまして、足利町に置くと云ふ事は安蘇郡の村落の一部に取りまして苦痛と致します事は、之を佐野町に置きまして足利郡の一部に村落が苦痛を感ずるよりも甚だしいと云ふ事になるのであります、そこで今度は論旨を一轉いたしまして、政府委員邊りの說明を聽きますると、安蘇郡と足利との關係に於ては、交通上に於て言て見ると、まあ五分々々である互に五分々々の不便がある、斯う我慢すれば宜しいが、玆に此五分々々一方に傾けしめた理由と云ふものは、今回上都賀郡にあります所の足尾町と云ふものが、此管轄區域に這入つて參つたものがありますから、是が理由となりまして、此足利町に置くか佐野町に置くかと云ふ問題に對しまして佐野町にあらずして足利町に置く主なる理由とされて居るのであります、それは何故と申しますると、足尾町の方から見ますと、足利町の方が十九分ばかり足尾町の方へ寄つて居る、距離に於ては約六分の一、時間に於ては約十分の一だけ足尾町の方へ寄つて居るのでありますからして、此足尾町を合せますればどうしても足利町へ置くが適當である、斯う云ふ御見解でありますが、併し本員の見る所に依りますると此點も矢張り前の安蘇足利兩郡の關係に於きまして、佐野町を以て適當とすると云ふ所の此同一の理由を以て私は是は判斷して然るべきものと思ふのであります、と云ふのは是は交通の便否と云ふ矢張り問題の上に於て左樣に決定されなければならぬものと考へるのであります、と申しまするのは足尾町から足利町へ到著いたしまするには、足尾鐵道に依りまして、先づ桐生まで到著いたしまして、桐生から又東武線に依つて足利町へ參ります、此時間は約三時間と二十分、斯う云ふ時間になります、さう致しますると足尾町から直ちに汽車に乘つて、さうして足利町まで、さう云ふやうに全部鐵道に依つてからして到著することが出來る、其時間が三時間二十分、然るに之を一方足利町に置きますれば、前に述べました如く阿蘇郡に二三の聯絡する道を五里も六里も歩き、さうして或る私設鐵道の停車場に辿り著いて、さうしてそれから又東武線に來て、それから乘換へて行くと云ふことに、斯樣な不便なことになるのであります、若し其方が不便と云ふことが道理あるものとすれば、是は矢張り足尾町に對しても安蘇郡の一部、是等の村落の理由の方を重しとしなければならぬと考へるのであります是が單純に交通上の關係に於きまして左樣に斷定することが適當であると私は解釋するのであります、尙ほ政府委員の說明に依りますると足利町は佐野町に比すると、足尾町に對しては中心の位置にあるからと云ふことでございました、成程三箇所の中、眞中の方に寄つて居るのは疑もなく足利町でありますが、併ながら此中心と云ふ文字は耳には甚だ好く響きますけれども、併ながら先きにも申します通り、時間として僅かに十分の一だけ、そちらに寄つて居りますから、之を以て中心とするの理由とするには甚だ薄弱であると私は信ずるのであります、かるが故に此足利町に區裁判所を置くと云ふことは安蘇郡、足利郡又それに加はりました足尾町を併せて、交通上の便否から致しまして佐野が適當と考へるのであります、是は單に交通上の便否か即ち此問題の決定的要素でなければならぬと云ふ要件に付て斯樣に判斷するのであります、又此他に本員をして區裁判所を置くのは足利町にあらずして佐野町でなければならぬと云ふ理由は、此他に理由を認めて居るのであります、それは如何なる事かと申しまするど、佐野町に區裁判所を復設いたして貰ひたいと云ふ事に付て今日まで最近請願が三回續いて

本院を通過いたして居るのであります、所で若し之が原案の如く佐野町にあらずして足利町に置く事になりますると、此請願に對する所の本院の採擇されたる所を、此決議と云ふものを甚だ薄弱ならしむる譯であると考へるのでありまして、是は請願に對する本院の權威と致しまして大に御考慮を願ひたい點であります、次には日光町と足尾町との此聯絡の關係であります、是は約三里ばかり隔つて居ると云ふことでありまして、唯今も鐵道の敷設がない爲に足尾町から裁判事件を持つて參るのには、遥々足尾町より足利、佐野、小山を經まして、宇都宮の區裁判所に參ることになつて居るのであります、即ち今回足尾は之に加つた爲に足利町に置くことを適當とされることも、此鐵道に依るを便利とする所から斯樣に原案が出來てるのと信じます、然るに此日光と足尾との間は是は早晩鐵道が架かるものと信ずるのであります、既に鐵道院の測量線としては地圖の上にも明瞭に現はれて居ります、左樣いたしますると、早晩この鐵道が通ずると云ふことになりますると、宇都宮に參るのには足尾から日光を經て約二時間で宇都宮へ到著するのであります、之を現在の足尾町から桐生を經て足利に到著いたしまする時間、約二時間と二十分に比べますと、日光と足尾町の間は鐵道の時間表を勘定に入れまして約一時間だけ宇都宮の方へ足尾町の方から早く到著することが出來るからして、早晩鐵道が落成いたします曉で、交通の便利上から致しまして、どうしても矢張り是は宇都宮の方へ現今の如く區裁判所管轄を復活されなければならぬやうなことになるのであらうと考へる、又斯く考へるのが相當の問題の歸結だと私は考へます、さう致しますと今日足利町に區裁判所を置きましてさうして足尾町を之に結付けると云ふことは今日一時のことでありまして、將來は左樣でないのであります、一時の交通の便利上から將來の施設を誤ると云ふ事の結果になると思ふ、是亦考慮すべき一點と考へます、それから尙ほ經費上の問題でありますが佐野町には從來の廳舍もあり敷地もあるのであります、廳舍は大分腐朽して、改築せねばならぬと云ふことでありますが、併ながらまだ三十年そこ〳〵の建物でありますから、田舍に於ける斯樣な廳舍と致しましては此位のものは外にも存在して居るだらうと思ふ、さうして見ますと、佐野町にある敷地廳舍と云ふものは、誠に經費上から考へまして便利なことになつて居る、然るに之を足利町に置くと云ふことになりますと、新たに敷地又廳舍を調べなければならぬと云ふことで、是等は地方の町民から寄附されることになると云ふやうな御話でございますが、成程寄附となりますれば直接政府の經費にはなりますまいか知れませぬけれども、是等地方人民の負擔は國家の大所から見ますと、矢張り是は國家の負擔で、經費上から考へましても此點は矢張り佐野町に置くことが適當と云ふことになるのであります、最後に此佐野町と足利町と今回區裁判所回復に關しまして少からぬ紛擾を惹起して居ると云ふことであります、從來は此町は互に提攜いたしまして、教育の事に、其他經濟上のことに、佐野町の者で足利の銀行の預金者でない者はない、或は足利の者で佐野町の銀行の預金者でないものはないとか云ふやうに互に仲好くして、さうして經濟上の發達並に教育上の改良を圖つて居たものが、斯樣な紛爭より致して互に反目を致し、其趣く所は如何なることになるかも知れぬと云ふやうに陳述等も見えて居ります、が是は一は感情上の問題も茲に混つて居ることでありますから、私は是等のことに對しては相當な判斷を與へて居りまして、必しも左樣に酷いことでないと思ひますけれども、從來此佐野町と足利町は互に相攜へて本院へ請願も致して居つた間柄でありますから、足利町が分離して、そこに復活されますと云ふことは、佐野町に取りましては感情上多分左樣な狀況であらうと云ふことは疑ひないのであます、元來此區裁判所の復設と云ふ事は、一時政府が涙を呑んで、さうして撤廢されたものでありませうが、多年の民意を容れられて、即ち善政を布く意味に於て復活されむとするものが、却つて此兩町民間に紛爭を起し、延いては我が東北に於ける所の殖産興業の殷盛なる地點に、斯樣な爭ひを生 ますと云ふことは國家の爲に甚だ歎くべきことなるは勿論のこと、政府に取りましても蓋し御不本意なことであらうと考へるのであります、是等の事情を綜合いたしますと今回は區裁判所を新に足利町に設立いたされることなくして、二十餘年來の歷史を持つて居ります所の此の佐野町に復活される事が最も至當な御處分であると考へるのであります、斯樣な理由に依りまして本員が修正說を提出したのでございますから、何卒滿場諸君の御贊同を願ひたう存じます。

〔加太邦憲君演壇に登る〕

○加太邦憲君　諸君、唯今坂本男爵より本案に付きまして修正の御意見が出まして、是が議題となりましたに付きましては、私は之に對しまして原案贊成の意見を述べたうございます、坂本男爵が申されますのに、此裁判所の管轄に付きましては、其管內の裁判所へ通ひまする地理上のこと、又訴訟の事件のことが最も必要なことであると斯う云ふ御說でございますが、最も是は私が贊成する所であります、今日の問題を大體から申しますと、原案に於きましては東にある安蘇郡の人民が奧から出まするには斯う出て、佐野町を經て、足利に來る、斯うなるのであります、若し佐野にあるとしますれば、足利のこちらの郡民が足利町を經て佐野に出て來る、こちらの方のがここへ來るか、こちらの方のはここへ來るかと云ふ、是がどちらへするかと云ふ問題でありますそれで雙方を段々地圖に依り又表に依りして調べて見まするると、安蘇郡の奧の方に丁度此佐野から西北に當りますが、飛駒村と云ふ僻村がございまする、其飛駒村から佐野を經て足利まで出て來るのに、どれだけの時間が掛かるかと申しますと、歩くのと鐵道と兩方ありまするが、六時間掛かります、之を一つ除けますと云ふと、あとはどちらからも四里が頂上で、其一つの外はお互ひでございます、どちらからも同じでございます、そこで此裁判所のことは修正論者の御說の通り距離も大事であり、事件も大事でありますが、さうすると安蘇郡の方から申しますと、六里出て、飛駒村が一つ擢でて、遠くで、之を不便と云ふ一つの理由になるのでありますが、又事件のことから大いに考へなければなりませぬけれども不幸にして私はさう云ふ統計を有ちませぬ、或は司法當局に於てもさう云ふ一箇村づゝの統計はまあ無いかも知れませぬ、私は世間一般の狀態から推しまして考へますのに、此飛駒村にどれだけの事件がありませうか、多く考へて、一年三件、十年三十件、是だけの事件がありませうか、どうでございませうか、私の腹一杯言はして貰つたら、一件も無いかも知れませぬ、斯う云ふ所は訴訟はないものであり、絕對に無いとは申されませぬが、殆ど無いも同樣であります、訴訟と云ふものは總て都會の地、交通の激しい、産業の多い所、さう云ふ所に多いのでございます、唯今の關係から推して申しまするると、佐野の周圍と足利の周圍と、斯う云ふ所にあると云ふ事に決つて居るのです、それでありますけれども、併ながら兎に角一村或は訴訟が無いと云ふことは勿論言へませぬから、多少はあるものと固より認めなければなりませぬが、唯々距離の方から言ひまするると、其飛駒村一村の爲に足利の方が一つの理由を有つて居る、斯う云ふ事になるのであります、所で今度は足尾町を此管區に屬すると云ふ事になりましたに付きましては、之に付ては反對の御論と云ふものは一向ございませぬ、此足尾と申しますものは陸軍出來の地圖で、こちらが尺度を取つて見まするのに十六七里あると考へられますが、併ながら鐵道が出來まして、三時間で足利まで來れると云ふ今日便利な場所になりましたのでございます、さうしまするると今日足尾の人民はもう此足尾の鐵道と云ふ唯一つの鐵道に依つて平地に出て來るより外はございませぬのであります、それから此足尾と云ふものが將來は日光の方へ鐵道が出來て、あの方から交通の便利が出來て、元の宇都宮に管轄を屬せられるやうな事がありますまいかと云ふやうな御說でありますが、それは將來の事で分りませぬ、日光の鐵道が出來るかも分りませぬ、併し足尾から日光と云ふものは歩きますと七里と云ふ事に承はつて居ります、此七里が圖に依りますと、一つの山脈でございませぬ幾つかの山があります、それで之を鐵道を造ると云ふことになりましたら、殆ど熱海線を起すやうな鐵道であるまいかと私は考へます、それで將來出來るにしました所が、今日から計畫して、私は五年で出來ると云ふことはどうも自分は想像が出來ませぬ、或は十年も掛るかも知れませぬ、さうすると此鐵道は假りに出來るものとした所が、それを慮つて、今日の管轄を宇都宮の方に移して置くと云ふことは、是は餘りの早計で、出來ました上の便否に依るの外はないと思ひます、此足尾町から足利の方に出まする地理は是は地圖に依りましては山脈はないのです、渡良瀨川に依りまして弓形にずつと西に迴つて、桐生を經て足利に出て來る、斯う云ふ次第で、鐵道を造るにも此方面で餘ほど便利なものと思ひます、それで今日修正論者の御說の通り三時間で足利へ出て來られるのでありますが、或は其日光の鐵道が出來ましても、ひどい山でございますから足利へ出て來るのと

別に變りはないかと思はれます、どつちみち是ほどうも今日の論ではないと思はれます、建築のこと、或は佐野、足利の兩住民の將來不和になりはしないかと云ふやうな御說もありますが、多少不和のことなぞもあるかも知れませぬが、併ながら今日仕事を始めたのでありますから、裁判所が佐野に置かれることになつたら全く是が止むとも思はれませぬ、それから此事件の事でありますが、今の通り飛駒村は殆ど事件がないと同樣と申上げましたが、反對に足尾町は民刑合しまして、昨年が百八十三件あります三年間合して三百六十四件あります、先づ足尾を除けて、安蘇郡と足利郡との比例を見ますと、安蘇郡は此二郡を合併しました廣さの五分の三を占めて居るに拘りませず、事件は少ない方で、三年合しまして四百八十三件であります、足利郡は五分の二の少さい方でありますが、三年で六百九件あります、さうしますと對數が安蘇郡の五に對して足利が六、斯う云ふことになつて居ります、そこで足利の方へ足尾の三百六十四件と云ふものが附きますから、さうすると安蘇郡の五に對して足利郡の十、丁度佐野の倍を占める、斯う云ことになりますから、此事件の上から申しますると云ふと、安蘇郡飛駒村に比すべきではありませぬ、唯々併ながら飛駒村から出まするには草鞋履で歩くのでございますから、勞は多うございます、足尾から出まするには汽車に坐つて出られると云ふので、至つて樂であります、けれども其代り費用が掛る、斯う云ふことになりますから、どうも件數なり地理なりの上から較べると、足利の方に裁判所を置かれると云ふことが相當であると、斯う私は考へます、それから尙ほ銀行なり產業上のことでありますが、人口の產業の多い所と云ふやうな所は總ての人事が進步いたしまするに連れて矢張り訴訟も將來殖えて來るに決つて居るのであります將來はさて措きまして、今日の有樣を御話いたしまするが總て繁昌の度合を安蘇郡と足利郡とを比較いたしまするに大きい方の安蘇郡の人口が九萬一千…其以下の數字は略します、それから小さい方の足利郡が十萬六千、それから此の稅額に付きまして安蘇郡は六十六萬一千、足利郡は百一萬五千、それから生產物の額に於きましては安蘇郡は七百六十三萬、足利郡は千四百七十五萬六千、斯う云ふ風で、安蘇郡に較べますると小さい方の足利郡が倍を占めて居ろ、斯う云ふ有樣であります、それから今度は佐野町と足利町とを比較いたしますると、佐野町の人口が一萬五千、足利町の人口が三萬四千、直接國稅は佐野町が三萬九千、足利町が九萬二千、斯う云ふ風になりまして、佐野町に較べますると足利町が倍以上ある、斯う云ふことになります、それから尙ほ落しましたが郡村から裁判所への關係がどう云ふことが一番多いかと申しますると登記でございます、登記のことでは是はもう邊鄙の村でも何處でも皆裁判所への用があるのでありますが、安蘇郡の方に於きましては其方の不便が一つもないのであります、山の方と佐野町との間に田沼町と云ふのがありまして是に別に登記所が置いてありまするから、もう其方は一つも苦情もなく、便利が出來て居ります、唯今申上げましたやうな次第で、此佐野、足利と兩所を比較いたしますると、今日の狀態では足利町に置かれるのが相當であらうと考へます、佐野町の方には以前あつた、以前裁判所があつた歷史はありますけれども、それは餘りどうも重きを置くにも及ぶまいと思ひますもう今日の狀態を以て相當な場所に置いたら宜からうと私は思ひます、段々述べましたやうな次第で、私は修正案に反對いたしまして、政府の原案に贊成を致す次第であります。

〔小野田元凞君演壇に登る〕

○小野田元凞君　私は修正案に贊成する者でございます、もう修正論者から十分に諸君に申上げましたから、申上げることもございませぬが、唯極く簡單に二點を補つて置きます、第一は請願委員に自分は關係いたして居りましたが、此の問題は再三請願に出て參つた問題でございます、付きましては將來の關係を深く考へまして、司法省當局者に出て御貰ひ申しまして、如何にも朝令暮改のやうなことの段々法律が出て參りますと、前途どうなりまするか、極く打明けたことを請願委員で述べて貰ひたいと云ふことを述べたのであります、其の時に殘らず復活する、將來の爲めに……尙ほ一二殖えるかも知れぬ、其の場所は今明言が出來ぬ、全く人民が不便を感じて居る、當初の行政整理をやつた當時は遺憾ながらあゝ云ふことで廢したのであつた、今段々國民が發達して、是れは甚だ宜くないことであつたと云ふ考がある、斯う云ふことであつたです、さう云ふことでありました故に、請願委員に於きまして充分に審議を盡しまして、追つて尙ほ經濟はどうなさるか、判事の定員も增さなければなるまいし、又建物の費用も掛りませう、判事の方は繰合せの付くだけ都合する、又建物の方は從來の建物を使用し又或は賣拂つた所は土地から寄附させる、斯う云ふ問題であつた、是れは請願委員で審議を盡しました時の狀況であります、それから今度改正案の段々司法當局者の說明を承はりますと、足尾に非常に重きを置かれて居る、佐野町と足利町であつたならば、よく統計など御示しになりまするが、是れは自分より申上げるまでもない、織物會社など云ふものは時々刻々、進ふ、勝手な事を云へば佐野あたりでは昨今縮と云ふものは海外に餘程出る、支那印度地方に澤山出ます是れ等は止めに致しまして、過日司法次官から足尾町の刑事の統計を御示しになつた、刑事問題は云ふまでもなく勞働者が數多小さな所に有象無象集つて居、こつちでも喧嘩をやつた、あつちでも喧嘩をやつたと云ふことになる、彼處へ行つて御覽になれば分る、博奕は絕えない所であります、刑事問題は御示しになりましたが訴訟問題は御示しがないから私から質問したいことがあります、さう云ふ狀態で昔あつた所の佐野町を足利に代へると云ふことは、非常な理由がなければならぬと思ひます、唯足尾一町を以て足利に代へると云ふことになつては本員の服さぬ所以であります、又不幸にして銅山に異變でもありましたならば何萬人と云ふものは皆逃げて仕舞ふ、さうすると元の村落になる、到底彼處に住んで居る者は、從來の者は率ざ知らず所有權などを有つて居る者は僅々たるものと考へられる、斯う云ふ譯で足尾町に重きを置いて、足利町に置くと云ふことは、どうしても本員の服せざる所でございますが故に、修正案に同意したと云ふことを申述べて置きます。

○議長(公爵德川家達君)　他に發言者もないと認めますから採決を致します、本院規則第百七條に依りまして記名投票に依つて採決を致します、念の爲諸君に申上けます、第百八條に依りまして、問題を可とする議員、即ち阪本男爵の修正說に同意の諸君は白色票に、反對の諸君は靑色票に氏名を御記しを請ひます、例に依りまして、議席へ投票を集めに書記官を差出します。

〔書記官投票を集む〕

○議長(公爵德川家達君)　投票漏れはございませぬか……投票漏れはないと認めますから計算を致させます。

〔書記官投票を計算す〕

○議長(公爵德川家達君)　記名投票の結果を御報告に及びます、投票總數百八十、阪本男爵の修正案を可とする者八十四、否とする者九十六、故に阪本男爵の修正案は否決せられました……暫く御靜肅に願ひます。

贊成　八十四名
反對　九十六名

〔參照〕

贊成者氏名

侯爵德川賴倫君	侯爵蜂須賀正韶君
侯爵德川圀順君	侯爵細川護立君
侯爵佐竹義春君	侯爵佐々木行忠君
伯爵柳澤保惠君	伯爵廣澤金次郎君
伯爵大木遠吉君	伯爵柳原義光君
伯爵松平賴壽君	伯爵小笠原長幹君
子爵實吉安純君	小野田元凞君
男爵石黑忠悳君	高崎親章君
男爵山根武亮君	荒川義太郎君
男爵宇佐川一正君	男爵高千穗宣麿君
男爵阪本俊篤君	男爵名和長憲君
古市公威君	男爵西紳六郎君
男爵太秦供康君	男爵武井守正君
男爵阪井重季君	男爵阪谷芳郎君
男爵內田正敏君	男爵山內長人君
男爵新田忠純君	男爵南岩倉具威君
男爵山內豊政君	男爵德川厚君
男爵船越光之丞君	男爵千秋季隆君
男爵北大路實信君	男爵斯波忠三郎君
男爵眞田幸世君	男爵安場末喜君
男爵伊丹春雄君	男爵長松篤棐君
男爵本田親濟君	男爵島津長丸君
男爵神山郡昭君	男爵楠本正敏君
男爵清水資治君	男爵永山盛興君
男爵横山隆俊君	男爵岩倉道倶君
男爵赤松範一君	男爵今園國貞君
男爵佐竹義準君	男爵藤村義朗君
男爵二條正麿君	男爵小畑大太郎君
男爵調所恒德君	男爵東郷安君

男爵矢吹省三君　男爵岩佐新君
男爵寺島敏三君　男爵高崎弓彥君
男爵藤田平太郞君　石井省一郞君
谷森眞男君　三宅秀君
藤田四郞君　石黑五十二君
仁尾惟茂君　若槻禮次郞君
管原通敬君　伊澤多喜男君
江木翼君　湯淺倉平君
大谷嘉兵衞君　鈴木摠兵衞君
野々村久次郞君　石橋諸二君
星島謙一郞君　矢口長右衞門君
橋本辰二郞君　土田萬助君
田中淸文君　高橋隆一君

反對者氏名

侯爵花山院親家君　伯爵萬里小路通房君
伯爵淸棲家敎君　伯爵兒玉秀雄君
伯爵堀田正恒君　男爵小澤武雄君
子爵唐橋在正君　子爵一柳末德君
子爵大宮以季君　子爵井伊直安君
子爵土方雄志君　子爵松平康民君
子爵久留島通簡君　子爵本田忠敬君
子爵樋口誠康君　子爵東坊城德長君
子爵松平直德君　子爵靑木信光君
子爵冷泉爲勇君　子爵牧野忠篤君
子爵酒井忠亮君　子爵永井尙敏君
子爵五辻治仲君　子爵前田利定君
子爵櫛笥隆督君　子爵西大路吉光君
子爵井上匡四郞君　子爵五條爲功君
子爵榎本武憲君　子爵京極高備君
子爵京極高義君　子爵今城定政君
子爵吉田淸風君　子爵大給近孝君
子爵本多忠鋒君　子爵豐岡圭資君
子爵藪篤麿君　子爵秋月種英君
子爵伊東祐弘君　子爵松平乘長君
子爵堤雄長君　子爵白川資長君
子爵野村益三君　子爵池田政時君
子爵丹羽長德君　子爵淸岡長言君
子爵八條隆正君　子爵新庄直知君
子爵小笠原勁一君　子爵西尾忠方君
子爵板倉勝憲君　子爵米倉昌達君
男爵高木兼寬君　男爵山中信儀君
阿部浩君　松室致君

大山綱昌君　男爵中川興長君
男爵村上敬次郞君　河村讓三郞君
石塚英藏君　男爵西村精一君
小松謙次郞君　男爵肝付兼行君
男爵藤井包總君　岡田良平君
荒井賢太郞君　中村是公君
水野錬太郞君　男爵小早川四郞君
男爵若王子文健君　男爵中島久萬吉君
男爵安藤直雄君　男爵藤堂高成君
高橋琢也君　石渡敏一君
加太邦憲君　阪本釤之助君
橋本圭三郞君　倉知鐵吉君
山之內一次君　室田義文君
安樂兼道君　南弘君
田所美治君　江原素六君
八木久兵衞君　伊藤傳七君
佐藤友右衞門君　竹村與右衞門君
伊丹彌太郞君　二階堂三郞左衞門君
藤木閑作君　高橋源次郞君
成淸信愛君　櫻井伊兵衞君

○議長(公爵德川家達君)　加太君は何ですか。

〔加太邦憲君發言の許可を求む〕

○加太邦憲君　直ちに三讀會を開かれむことを……

○議長(公爵德川家達君)　まだ早うございます……是より原案に付て決を採ります、原案に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長(公爵德川家達君)　過半數と認めます……次に問題に供しますのは、唯今の阪本男爵の修正せられました場所以外全部を問題に供します、全部原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○加太邦憲君　直ちに三讀會を開かれむことを……

○子爵前田利定君　賛成。

○議長(公爵德川家達君)　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　第三讀會を開きます、全部第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、日程第八の大正二年法律第九號中改正法律案に對する阪本男爵の修正案は撤回せられました、此際規則第百一條に依りまして採決いたします、阪本男爵の修正案撤回に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　日程第八、大正二年法律第九號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第二讀會……全部を問題に供します、全部同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長(公爵德川家達君)　過半數と認めます。

○加太邦憲君　直ちに第三讀會を開かれむことを。

○子爵靑木信光君　賛成。

○議長(公爵德川家達君)　直ち第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　第九、不動產登記法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第二讀會、全部を問題に供します、全部原案の通り御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○加太邦憲君　直ちに第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○子爵八條隆正君　賛成。

○議長(公爵德川家達君)　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　第三讀會を開きます、第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　次は御異存がございませぬければ日程第十より第十二まで委員長の報告を煩します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　第十、帝國大學特別會計法中改正法律案、第十一、東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案、第十二、大正七年法律第四號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

帝國大學特別會計法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年二月二十六日

右特別委員長　侯爵德川圀順

貴族院議長公爵德川家達殿

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年二月二十六日

右特別委員長　侯爵德川圀順

貴族院議長公爵德川家達殿

大正七年法律第四號中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年二月二十六日

右特別委員長　侯爵德川圀順

貴族院議長公爵德川家達殿

〔侯爵德川圀順君演壇に登る〕

○侯爵德川圀順君　東京帝國大學特別會計法中改正法律案、東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案、大正七年法律第四號中改正法律案の三案に對して、委員會の經過並に結果を簡單に御報告申上げます、委員會に於きましては三案を一括して議題に供し、政府委員より提出の理由に付きまして詳細なる說明がありました、第一案は學術の進步發達を圖るには學者に對して相當の待遇を要しますので、大學の教授、助教授に相當なる俸給を爲すことと、又東京帝國大學の文學部に教育科を設置して講座を增しますので、政府支出金の增加をする必要上、特別會計法を改正する次第であります、第

二案は東京帝國大學工學部及醫學部の擴張をなす爲に、兩帝國大學に對して一般會計より臨時政府支出金の繰入を要する結果であります、第三案は此法律制定當時に於きましては時局に關係して臨時手當を支給せらるゝ場合は判任官其他の者に限られて居りましたが、今般一般官吏の臨時手當を給すること豫算の上に要求せられてある結果、大學に於きましても勅奏任官一般に對して臨時手當を支給する必要が起りましたのであります、それと其他の諸經費の不足を補充する爲の案でございます、委員會に於きましては審議の結果、時局稍已むを得ぬものと認めまして、全會一致を以て三案共之を可決いたしました、此段御報告いたします。

○議長（公爵德川家達君） 諸君に於て御異議がなければ、唯今委員長の報告せられました三案共束ねて問題に供します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○子爵野村益三君 唯今委員長より報告がありましたる如く、本案は極めて簡明なるものであります、別に御質問も無いやうでありまするから、讀會を省略されて、直ちに可決確定あらむことを希望いたします。

○子爵八條隆正君 贊成。

○子爵池田政時君 贊成。

○子爵秋月種英君 贊成。

○子爵伊東祐弘君 贊成。

○子爵五條爲功君 贊成。

○男爵南岩倉具威君 贊成。

○子爵西大路吉光君 贊成。

○男爵內田正敏君 贊成。

○子爵青木信光君 贊成。

○子爵吉田清風君 贊成。

○子爵本多忠鋒君 贊成。

○男爵石黑忠悳君 贊成。

○男爵高木兼寬君 贊成。

○男爵阪井重季君 贊成。

〔其他「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 野村子爵の讀會省略の動議に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長（公爵德川家達君） 三分の二以上と認めます……原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます、次の議事日程は本院彙報を以て御承知を請ひます、本日は是にて散會。

午後三時四十一分散會

○大正八年三月七日（金曜日）

午前十時四分開議

議事日程 第十五號

第一 豐川良平君、富永猿雄君請暇の件

第二 精神病院法案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會

第三 地方鐵道法案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會

第四 輕便鐵道補助法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會

第五 鐵道抵當法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會

第六 鐵道船舶郵便法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會

第七 鐵道營業法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會

第八 度量衡法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會

第九 事業公債金特別會計法案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會の續（委員長報告）

第十 臨時國庫證券法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會の續（委員長報告）

第十一 朝鮮事業公債法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會の續（委員長報告）

第十二 臺灣事業公債法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會の續（委員長報告）

第十三 造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會の續（委員長報告）

第十四 鐵道敷設法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會の續（委員長報告）

第十五 北海道鐵道敷設法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會の續（委員長報告）

第十六 北海道舊土人保護法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） 第一讀會の續（委員長報告）

第十七 利息制限法中改正法律案（衆議院提出） 第一讀會

第十八 未成年者飲酒取締法案（衆議院提出） 第一讀會

第十九 釧路相生間鐵道敷設の請願 會議

第二十 熊阪信號所を停車場に變更の請願 會議

第二十一 三刀屋郵便局に電信開始の請願 會議

第二十二 軍人恩給法中改正の請願 會議

第二十三 養殖事業獎勵に關する請願 會議

第二十四 水產試驗場設置の請願 會議

第二十五 大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の請願 會議

第二十六 稚內築港の請願 會議

○議長（公爵德川家達君） 是より報告を致させます

〔長谷川書記官朗讀〕

去る一日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

裁判所の設立に關する法律案

大正二年法律第九號中改正法律案

不動產登記法中改正法律案

帝國大學特別會計法中改正法律案

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案

大正七年法律第四號中改正法律案

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

事業公債金特別會計法案可決報告書

臨時國庫證券法中改正法律案可決報告書

朝鮮事業公債法中改正法律案可決報告書

臺灣事業公債法中改正法律案可決報告書

造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案可決報告書

同日特別委員副委員長より左の報告書を提出せり

北海道舊土人保護法中改正法律案可決報告書

同日第三部に於て決算委員男爵伊東義五郎君の補闕選擧を行ひしに其結果男爵調所恒德君當選せり

同決算委員會に於て決定したる分科及分科擔當委員の氏名左の如し

第一分科（歲入、大藏省）

伯爵大木遠吉君 子爵本多忠鋒君

男爵島津久賢君 男爵岩倉道倶君

男爵安藤直雄君 男爵調所恒德君

男爵藤堂高成君 男爵尾島義一郎君

田中清文君

第二分科（外務省、內務省、司法省）

子爵東坊城德長君 子爵五條爲功君

男爵若王子文健君 男爵千秋季隆君

男爵橫山隆俊君 男爵二條正麿君

三宅秀君 澤柳政太郎君

西久保弘道君

第三分科（陸軍省、海軍省）

子爵五辻治仲君 子爵立花種忠君

男爵西村精一君 男爵西紳六郎君

男爵肝付兼行君 男爵藤井包總君

男爵黑田長和君 石黑五十二君

石橋謹二君

第四分科（文部省、農商務省、遞信省）

伯爵堀田正恒君 子爵新庄直知君

男爵平野長祥君 男爵東鄉安君

伊藤傳七君 佐藤友右衛門君

山田敏君 三木與吉郎君

櫻井伊兵衛君

同日決算委員分科會に於て當選したる主査の氏名左の如し

第一分科 主査 子爵本多忠鋒君

第二分科 主査 子爵東坊城德長君

第三分科 主査 子爵五辻治仲君

第四分科 主査 伯爵堀田正恒君

去る二日薨去せらる依て五日弔辭を贈れり

從二位勳二等子爵加納久宜君

去る四日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

道路法案特別委員會

委員長 伯爵林博太郎君

副委員長 古市公威君

高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律案特別委員會

委員長 伯爵大木遠吉君

副委員長 高崎親章君

大正六年法律第六號中改正法律案特別委員會

委員長 侯爵蜂須賀正韶君

副委員長 男爵山內長人君

同日衆議院より左の政府提出案は本院の議決に同

意し奏上せる旨の通牒を受領せり

大正七年法律第二十四號中改正法律案

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

精神病院法案

地方鐵道法案

輕便鐵道補助法中改正法律案

鐵道抵當法中改正法律案

鐵道船舶郵便法中改正法律案

鐵道營業法中改正法律案

同日政府より左の法律案を提出せり

度量衡法中改正法律案

同日衆議院より左の法律案を提出せり

利息制限法中改正法律案

未成年者飲酒取締法案

一昨五日衆議院より左の政府提出案を受領せり

結核豫防法案

「トラホーム」豫防法案

同日政府より左の要求書を受領せり

結核豫防「トラホーム」豫防法案緊急議決の要求書

同日內閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられたる旨の通牒を受領せり

農商務省所管事務政府委員

農商務技師　橋川司亮君

昨六日委員長より左の報告書を提出せり

大正八年度歲入歲出總豫算案、大正八年度各特別會計歲入歲出豫算案、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件、臨時軍事費豫算追加案(第一號)、大正八年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件(追第一號)可決報告書

大正六年法律第六號中改正法律案可決報告書

請願文書表第七回報告書

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

時局の影響に因る地方税制限擴張に關する法律案特別委員會

委員長　伯爵松浦厚君

副委員長　男爵南岩倉具威君

○議長(公爵德川家達君)　是より會議を開きます、爾今議案配付後に於ける定期の日數は短縮いたしたく存じます、御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　日程第一、豐川良平君、富永猿雄君請暇の件、豐川君病氣に付會期中、富永君病氣に付き九日間の請暇でございます、何れも許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　日程第二、精神病院法案政府提出、衆議院送付、第一讀會、本日も御異議がなければ通牒文の朗讀は省略いたしたく存じます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

〔左の送付文及議案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

精神病院法案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月四日　衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

精神病院法

第一條　主務大臣ハ北海道又ハ府縣ニ對シ精神病院ノ設置ヲ命スルコトヲ得但シ必要ト認ムルトキハ二以上ノ道府縣ヲ指定シ共同設置ヲ命スルコトヲ妨ス

前項ノ精神病院ニ關スル經費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第一項但書ノ規定ニ依リ共同設置ヲ命シタル精神病院ノ管理及費用分擔ノ方法ハ關係地方長官ノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ主務大臣之ヲ定ム

第二條　地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル精神病者ヲ前條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ニ入院セシムルコトヲ得

一　精神病者監護法ニ依リ市區町村長ノ監護スヘキ者

二　罪ヲ犯シタル者ニシテ司法官廳特ニ危險ノ虞アリト認ムルモノ

三　療養ノ途ナキ者

四　前各號ニ揭クル者ノ外地方長官特ニ入院ヲ必要ト認ムル者

前項ノ規定ニ依リ精神病者ヲ入院セシムルニハ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師ノ診斷アルコトヲ要ス

第三條　國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第一條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ノ經費ニ對シ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス

第四條　第一條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ノ長ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ入院者ニ對シ監護上必要ナル處置ヲ行フコトヲ得

第五條　地方長官ハ入院者ヨリ入院費ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得地方長官入院者ヨリ徵收スルコトヲ得スト認ムルトキハ其ノ扶養義務者ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項費用ノ徵收方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　第二條ノ規定ニ該當スル精神病者ニシテ主務大臣ニ於テ特ニ必要ト認ムルモノハ之ヲ國立精神病院ニ入院セシムルコトヲ得

前二條ノ規定ハ國立精神病院ニ之ヲ準用ス

第七條　道府縣ニ於テ設置スル精神病院ニシテ地方長官ノ具申ニ依リ主務大臣ニ於テ適當ト認ムルモノハ第一條ノ規定ニ依リ設置スルモノト看做ス

第八條　主務大臣必要ト認ムルトキハ期間ヲ指定シ適當ト認ムル公私立精神病院ヲ其ノ承諾ヲ得テ第一條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ニ代用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二條乃至第五條ノ規定ヲ準用ス

第九條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ執行ニ關シ行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各條ニ付之ヲ定ム

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣(床次竹二郎君)　我國に於きまして精神病者の數は明治四十四年に二萬五千餘りでございましたが其の後年々增加いたしまして、大正五年末には四萬四千有餘人になつて居ります、而して更に昨年調査いたしました所に依りますれば、其數六萬四千以上に及んで居ります、之を歐米の例に徵しまするに、社會の複雜なるに從つて、益々病者の數を增加する傾きがございます、而して現在に於きましては是等の病者に對して精神病者監護法制定せられて居るのでございまするが、現行法は專ら監置患者の取締に重きを置きまして、不法の監置を防ぐと共に監護義務者及市區町村長等に對してそれぞれ監置の權能を與へることになつて居るのでございまするが監護の場所等に付きましては必要なる規定を缺いて居るのでございます、唯今、前申しました如く六萬有餘の精神病者中、病院其他の設備に收容せられて居ります者は僅に四千餘名でございます、其他の患者は不完全なる私宅監置に付せられ、中產階級以下に屬しまする者にありましては、其慘狀見るに忍びざるものもございます、加之適當なる保護治療の方法が缺けて居りまする所よりして、是等患者の中より恐るべき殺人若くは放火の罪を犯す者、年々百六十名を下らざる有樣でございます、右樣な狀況でございまするので、衞生上、社會政策上一日も速に改善の途を講ずべきは最も必要なる事柄と考へまするのであります、依つて茲に此法案を制定いたしまして、專ら道府縣をして病院の經營に任せしめ、國は之に對して一定の補助を與へ、以て今日の缺陷を補ひたいと考へる次第でございます、どうか何卒御協議を願ひます。

○議長(公爵德川家達君)　別に御質問もないと認めますから、特別委員の氏名を書記官をして朗讀を致させます。

〔書記官朗讀〕

精神病院法案特別委員

侯爵花山院親家君　子爵堤雄長君

子爵米倉昌達君　男爵髙木兼寬君

北里柴三郎君　江木千之君

男爵岩佐新君　永田秀次郎君

大森鍾次郎君

○議長(公爵德川家達君)　此際諸君に御諮りを致します、唯今書記官をして報告を致させました結核豫防法案並に「トラホーム」豫防法案に付ては、政府より緊急事件として議決の要求がございました、此際議事日程を變更いたしまして、右兩案の第一讀會を開くに付て御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます就きましては右兩案の第一讀會を開きます。

○議長（公爵德川家達君） 御異議がなければ議案の説明も一括して願はしたいと考へます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

結核豫防法案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月五日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

結核豫防法

第一條 本法ニ於テ結核ト稱スルハ肺結核又ハ喉頭結核ニシテ病毒傳播ノ危險アルモノヲ謂フ

第二條 醫師結核患者ヲ診斷シ又ハ其ノ死體ヲ檢案シタルトキハ患者ノ場合ニ在リテハ患者又ハ其ノ居住ノ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者、死體ノ場合ニ在リテハ死體所在ノ場所ノ管理ヲ爲ス者又ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ命令ノ定ムル所ニ依リ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘシ

前項ノ規定ニ依リ指示ヲ受ケタル者ハ其ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ行フヘシ

第三條 醫師ハ前條ノ規定ニ依リ指示ヲ受ケタル者其ノ指示ヲ遵守セスト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏員ニ其ノ旨ヲ申告スヘシ

第四條 行政官廳ハ結核患者又ハ其ノ死者アリタル場所ニ付家屋物件ノ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ施行シ又ハ其ノ施行ヲ患者又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ命スルコトヲ得

第五條 行政官廳ハ結核豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

一 業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ從事スル者又ハ病毒蔓延ノ虞アル場所ニ居住シ若ハ其ノ場所ニ於テ職業ニ從事スル者ニ對シ健康診斷ヲ施行スルコト

二 結核患者ニ對シ業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ從事スルヲ禁止スルコト

三 學校、病院、製造所其ノ他ノ多衆ノ集合スル場所又ハ旅店、料理店、理髮店其ノ他ノ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ付病毒傳播ノ媒介トナルヘキ事項ヲ制限シ若ハ禁止シ又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ結核豫防上必要ナル施設ヲ爲サシムルコト

四 古著、古蒲團、古本、紙屑、襤褸飲食物其ノ他ノ物件ニシテ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノノ賣買若ハ授受ヲ制限シ、其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ爲サシメ又ハ其ノ物件ノ廢棄ヲ爲スコト

地方長官ニ於テ前項ノ規定ニ依リ健康診斷ヲ施行シ又ハ物件ノ廢棄ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第六條 地方長官ハ結核豫防上必要ト認ムルトキハ採光、換氣其ノ他ノ關係ニ於テ衞生上不良ナル建物ノ使用ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ因リ生シタル損害ニ對シテハ地方長官必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ補償金ヲ交付ス補償金ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第七條 主務大臣ハ結核患者ニシテ療養ノ途ナキモノヲ收容セシムル爲人口五萬以上ノ市又ハ特ニ必要ト認ムル其ノ他ノ公共團體ニ對シテ結核療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得但シ必要ト認ムルトキハ二以上ノ公共團體ヲ指定シ共同設置ヲ命スルコトヲ妨ケス

前項ノ結核療養所ニ關スル經費ハ公共團體ノ負擔トス

第一項但書ノ規定ニ依リ共同設置ヲ命スル結核療養所ノ管理及經費分擔ノ方法ハ關係公共團體ノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ主務大臣之ヲ定ム

第八條 地方長官ハ結核患者ニシテ療養ノ途ナキモノ及豫防上特ニ必要ト認ムルモノヲ前條ノ規定ニ依リ設置スル結核療養所ニ入所セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル入所ノ費用ノ負擔及徵收ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第七條ノ規定ニ依リ結核療養所ヲ設置スル公共團體ニ對シ其結核療養所ニ關シ公共團體ノ支出スル經費ノ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス

第十條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第七條ノ規定ニ依ラスシテ結核療養所ヲ設置スル公共團體又ハ公益法人ニ對シ其ノ結核療養所ニ關シ公共團體又ハ公益法人ノ支出スル經費ノ二分ノ一以内ヲ補助スルコトヲ得

第十一條 結核療養所ヲ設置スル公共團體ニシテ第九條又ハ前條ノ規定ニ依ル補助ヲ受クルモノハ他ノ公共團體ノ委託アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ途ナキ結核患者ヲ其ノ結核療養所ニ收容スヘシ

第十二條 北海道地方費又ハ府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第五條第一項第二號ノ規定ニ依ル從業禁止又ハ第八條第一項ノ規定ニ依ル入所ニ因リ生活スルコト能ハサル者ニ對シ其ノ生活費ヲ補給スヘシ

第十三條 國庫ハ第五條第二項、第六條第二項又ハ前條ノ規定ニ依リ支出ヲ爲ス北海道地方費又ハ府縣ニ對シ其ノ支出額ノ四分ノ一ヲ補助ス

第十四條 官廳、官立ノ學校病院製造所等ニ於テハ其ノ長ハ第五條第一項第三號第四號及第六號第一項ノ規定ニ準シ結核豫防ニ關スル事項ヲ施行スヘシ

第十五條 第二條第一項若ハ第三條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第四條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十六條 第五條第一項又ハ第六條第一項ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大正三年法律第十六號ハ之ヲ廢止ス

大正三年法律第十六號ニ依リ設置ヲ命シタル肺結核療養所ハ本法ニ依リ設置ヲ命シタル結核療養所ト看做ス

「トラホーム」豫防法案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月五日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

「トラホーム」豫防法

第一條 醫師「トラホーム」患者ヲ診斷シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ患者又ハ其ノ保護者ニ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘシ

當該官吏又ハ吏員ハ必要ト認ムルトキハ「トラホーム」患者又ハ其ノ保護者ニ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘシ

第一項又ハ前項ノ規定ニ依リ指示ヲ受ケタル者ハ其ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ行フヘシ

第二條 「トラホーム」患者ハ速ニ醫師ノ治療ヲ受クヘシ「トラホーム」患者ノ保護者ハ其ノ患者ヲシテ速ニ醫師ノ治療ヲ受ケシムヘシ

第三條 行政官廳ハ「トラホーム」患者ニシテ治療ヲ受クルノ途ナキ者ニ對シ治療ヲ施行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ治療ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ患者所在地ノ市町村ノ負擔トス

第四條 行政官廳ハ「トラホーム」豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

一 檢診ヲ施行スルコト

二 「トラホーム」患者ニ對シ客ニ接スル業務ニ從事スルヲ停止スルコト

三 學校、幼稚園、製造所其ノ他ノ多衆ノ集合スル場所又ハ旅店、料理店、理髮店其ノ他ノ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ付病毒傳播ノ媒介トナルヘキ事項ヲ制限シ若ハ禁止シ又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ「トラホーム」豫防上必要ナル施設ヲ爲サシムルコト

地方長官ニ於テ前項第一號ノ檢診ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第五條 市町村ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ「トラホーム」ノ豫防及治療ニ關スル施設ヲ爲スヘシ

第六條 北海道地方費又ハ府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ「トラホーム」ノ豫防及治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其ノ費用ノ補助ヲ爲スヘシ

第七條 國庫ハ前條ノ補助ノ爲其ノ他「トラホーム」ノ豫防及治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲ス北海道地方費又ハ府縣ニ對シ其ノ支出額ノ六分ノ一ヲ補助ス

第八條 官廳、官立ノ學校製造所等ニ於テハ其ノ長ハ第四條第一項第三號ノ規定ニ準シ「トラホーム」豫防ニ關スル事項ヲ施行スヘシ

第九條 第一條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シタルモノハ科料ニ處ス

第十條　第四條第一項ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十一條　本案ニ於テ保護者ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一　未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ未成年者若ハ禁治產者ノ後見人、親權ヲ行フ者又ハ後見人ナキトキハ戶主、戶主未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ戶主ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ戶主ノ後見人

二　教育、監護又ハ傭使ノ目的ヲ以テ未成年者ヲ寄寓セシムル者又ハ其ノ法定代理人

第十二條　本法中市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノトス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　兩法案の說明を申上げます、結核病に付て死亡いたしまする者の數は年々約八萬以上でございます、其推定患者の數は五十萬以上に達して居りまして、逐年其病勢を加へる有樣でございまする、衞生上、經濟上に及ぼす影響は甚だ大なるのみならず、是が豫防撲滅は國防並に教育上看過すべからざる重大なる問題でござります、曩に肺結核豫防上最も緊要なる窮民患者の療養に關しましては、肺結核療養所の設置及國庫補助に關する法律を制定せられまして、三十萬以上の都市に對して肺結核療養所の設置を命ずることになつて居りまするが、未だ豫防撲滅に關する一般的の法規はござりませぬ、爲に豫防上常に遺憾を感じて居る次第でござります、依つて此際一般的豫防法を制定いたしますると同時に、人口五萬以上の都市及特に必要と認めまする公共團體に對し、結核療養所の設置を命ずることを得ることに致しまして、以て此疾病の豫防撲滅の效果を擧げたい考でござります、何卒御贊成を願ひたうございます、次に「トラホーム」患者の正確なる數は之を知ることは出來ませぬが、徵兵檢査の結果に依りまして推算いたしまするのに、約一千萬人に達して居るやうに思はれます、是亦產業教育、國防上に及ぼす影響甚だ大なるものであつて國民の活動に大なる障碍を與へる次第でございます之に對して一般的法規の制定ありませぬのは、甚だ遺憾と致して居る所であります、依つて此豫防撲滅に關する一般的法規を制定いたしまして、豫防撲滅の効果を擧げたいと考へますることでございます、是亦何卒然るべく御詮議を願ひます。

○議長（公爵德川家達君）　此兩案の特別委員は、御異議がなければ前の精神病院法案と同一委員に附託いたします。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　次に御諮りを致します、日程第三より第七までの議案は一括して第一讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第三、地方鐵道法案、第四、輕便鐵道補助法中改正法律案、第五、鐵道抵當法中改正法律案、第六、鐵道船舶郵便法中改正法律案、第七、鐵道營業法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

地方鐵道法案

右政府提出案本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月四日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

（行間空なきもの及ひ*は衆議院の修正文、――は同削除の符號なり）

地方鐵道法

第一條　本法ハ軌道條例ニ規定スルモノヲ除クノ外道府縣其ノ他ノ公共團體又ハ私人カ公衆ノ用ニ供スル爲敷設スル地方鐵道ニ之ヲ適用ス

地方鐵道業者カ運送營業ノ爲支線ヲ敷設スルトキハ公衆ノ用ニ供セサル場合ト雖本法ヲ適用ス

道府縣其ノ他ノ公共團體又ハ私人カ專用ニ供スル爲敷設スル鐵道ニシテ政府ノ鐵道又ハ地方鐵道ニ接續スルモノニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條　地方鐵道ハ人力又ハ馬力其ノ他之ニ類スルモノヲ以テ動力ト爲スコトヲ得ス

第三條　地方鐵道ノ軌間ハ三呎六吋トス特別ノ場合ニ在リテハ四呎八吋半又ハ二呎六吋ト爲スコトヲ得

第四條　地方鐵道ハ之ヲ道路ニ敷設スルコトヲ得ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條　地方鐵道會社ノ株金ノ第一回拂込金額ハ株金ノ十分ノ一迄下ルコトヲ得但シ兼業トシテ地方鐵道ヲ敷設スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條　地方鐵道會社ハ株金全額拂込前ト雖監督官廳ノ認可ヲ受ケ線路ノ延長又ハ改良ノ費用ニ充ツル爲其ノ資本ヲ增加スルコトヲ得但シ軌道會社ニ非サル會社カ兼業トシテ地方鐵道ヲ敷設スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條　地方鐵道會社ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ社債ヲ募集スルコトヲ得ス

社債ハ總株金四分ノ一以上ノ拂込アリタル後ニ非サレハ之ヲ募集スルコトヲ得ス

社債ノ額ハ鐵道抵當法ニ依ル債務ノ額ト併セテ總株金拂込額ヲ超ユルコトヲ得ス但シ舊債償還ノ爲ニスル場合ニ於テハ舊債務ノ額ハ之ヲ算入セス

第八條　鐵道及其ノ附屬物件ハ鐵道抵當法ニ依ルニ非サレハ之ヲ擔保ト爲スコトヲ得ス

鐵道ノ附屬物件ハ命令ノ定ムル所ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ貸渡又ハ讓渡スルコトヲ得ス

第九條　地方鐵道會社ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ他ノ事業ヲ營ムコトヲ得ス

第十條　地方鐵道會社ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ合併ヲ爲スコトヲ得ス

合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ合併ニ因リテ消滅シタル會社ノ免許ニ屬スル權利義務ヲ承繼ス

第十一條　免許、許可又ハ認可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第十二條　地方鐵道業ヲ營マムトスル者ハ左ノ書類及圖面ヲ提出シ主務大臣ノ免許ヲ受クヘシ

一　起業目論見書

二　線路豫測圖

三　建設費概算書

四　運輸營業上ノ收支概算書

免許ニハ工事施行ノ認可ヲ申請スヘキ期限ヲ附ス

第十三條　免許ヲ受ケタル者ハ左ノ書類及圖面ヲ監督官廳ニ提出シ工事施行ノ認可ヲ受クヘシ

一　線路實測圖

二　工事方法書

三　建設費豫算書

四　免許ヲ受ケタル者カ會社ノ發起人ナルトキハ定款及會社ノ設立登記謄本

工事施行ノ認可ニハ工事ノ著手及竣功ノ期限ヲ附ス

第十四條　地方鐵道業者ハ天災事變其ノ他已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限リ第十二條第二項又ハ前條第二項ノ規定ニ依リテ附セラレタル期限ノ伸長ヲ申請スルコトヲ得

第十五條　左ニ揭クル土地ヲ以テ鐵道用地トス

一　線路用地

二　停車場、信號所、車庫及貨物庫等ノ建設ニ要スル土地

三　鐵道專用ニ供スル發電所、變電所及配電所等ノ建設ニ要スル土地

四　鐵道構內ニ職務上常住ヲ要スル鐵道係員ノ舍宅及運輸保線ノ職務ニ從事スル鐵道係員ノ駐在所等ノ建設ニ要スル土地

五　鐵道ニ要スル車輛、器具、機械ヲ修理製作スル工場及其ノ資材、器具、機械ヲ貯藏スル倉庫等ノ建設ニ要スル土地

第十六條　道路、橋梁、河川、運河及溝渠等ニ關スル工事ノ施設ハ所管行政廳ノ許可ヲ受クヘシ

第十七條　政府又ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ於テ地方鐵道ニ接續シ若ハ之ヲ橫斷シテ鐵道若クハ軌道ヲ敷設シ又ハ地方鐵道ニ接近シ若ハ之ヲ橫斷シテ道路、橋梁、河川、運河及溝渠等ヲ造設スルトキハ地方鐵道業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキハ主務大臣ハ地方鐵道業者ニ設備ノ共用又ハ變更ヲ命スルコトヲ得

設備ノ共用又ハ變更ニ要スル費用ノ負擔ニ付協議調ハサルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス

第十八條　地方鐵道業者ハ監督官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限リ免許ニ屬スル權利義務ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得

第十九條　左ノ場合ニ於テハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

一　工事施行ノ認可ヲ申請スヘキ期限迄ニ認可ヲ申請セサルトキ

二　工事施行ノ認可ヲ受ケサルトキ

三　工事施行ノ認可ニ附シタル工事著手ノ期限迄ニ工事ニ著手セサルトキ

四　營業廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ

免許ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ相續人ハ免許ニ屬スル權利義務ヲ承繼スルコトヲ得

第二十條　地方鐵道業者ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ運輸ヲ開始スルコトヲ得ス

第二十一條　地方鐵道業者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ關スル料金ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

監督官廳ハ公益上必要アリト認ムルトキハ運賃及料金ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十二條　地方鐵道業者ハ旅客列車及混合列車ノ發著時刻及度數ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

監督官廳ハ公益上必要アリト認ムルトキハ列車ノ發著時刻及度數ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十三條　監督官廳ハ監査員ヲ派遣シテ鐵道ノ工事、運輸保線ノ狀態、會計及財產ノ實況ヲ監査セシムルコトヲ得

鐵道ノ工事、運輸保線ノ狀態及會計ノ整理ニ付法令若ハ法令ニ基キテ爲ス命令ニ違ヒ又ハ不適當ナリト認ムルモノアルトキハ監督官廳ハ其ノ改築又ハ改善ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其工事、運輸又ハ設備ノ使用ノ停止ヲ命スルコトヲ得

監査員ハ地方鐵道業者又ハ其ノ役員若クハ使用人ニ說明ヲ求メ金櫃、帳簿、書類及圖面ヲ檢閱スルコトヲ得

第二十四條　地方鐵道業者ハ地方鐵道ノ監督事務ニ關シ往復スル吏員ニシテ監督官廳ノ發行スル證票ヲ携帶スル者ヲ無賃ニテ乘車セシムヘシ

第二十五條　主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ地方鐵道業者ニ他ノ鐵道又ハ軌道トノ連絡運輸又ハ直通運輸ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ設備ノ共用又ハ變更、運輸ノ手續、運賃ノ割合及費用ノ負擔ニ付協議調ハサルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス

第二十六條　地方鐵道業者ハ監督官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ鐵道ノ貸借又ハ營業若ハ運轉ノ管理ノ委託若ハ受託ヲ爲スコトヲ得ス

營業又ハ運轉ノ管理ノ委託ヲ受ケタル地方鐵道業者ハ其ノ管理ニ付監督官廳ニ對シ委託ヲ爲シタル者ト共ニ其ノ責ニ任ス

第二十七條　地方鐵道業者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ運輸營業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得ス

地方鐵道會社ノ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第二十八條　主務大臣ハ地方鐵道ノ會計及運賃ノ割引ニ關シ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二十九條　地方鐵道業者ハ法令ノ定ムル所ニ依リ平時及戰時ニ於テ鐵道ヲ軍用ニ供スル義務ヲ負フ

第三十條　政府カ公益上ノ必要ニ因リ地方鐵道ノ全部又ハ一部及其ノ附屬物件ヲ買收セムトスルトキハ地方鐵道業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

地方鐵道ノ一部買收セラレタル爲殘存線路ノミニ付營業ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキハ地方鐵道業者ハ該線路及其ノ附屬物件ノ買收ヲ申請スルコトヲ得

第三十一條　買收價額ハ最近ノ營業年度末ヨリ遡リ既往三年間ニ於ケル建設費ニ對スル益金ノ平均割合ヲ買收ノ日ニ於ケル建設費ニ乘シタル額ヲ二十倍シタル金額トス

前項ノ益金トハ營業收入ヨリ營業費及賞與金ヲ控除シタルモノヲ謂ヒ益金ノ平均割合トハ三年間ニ於ケル每營業年度末ノ開業線建設費ノ合計ヲ以テ同期間ニ於ケル益金ノ合計ヲ除シタルモノニ一年間ニ於ケル營業年度ノ數ヲ乘シタルモノヲ謂フ

營業收入及營業費ノ計算ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第三十二條　買收ノ日ニ於テ運輸開始後前條第一項ニ規定スル三年ヲ經過シタル線路ヲ有セサル場合又ハ前條第一項ノ金額カ建設費ニ達セサル場合ニ於テハ其ノ建設費以內ニ於テ協定シタル金額ヲ以テ買收價額トス

第三十三條　地方鐵道業者カ鐵道若ハ其ノ附屬物件ノ補修ヲ爲サス又ハ法令若ハ法令ニ基キテ爲ス命令ニ依リ改築若ハ改造ヲ爲スヘキ場合ニ於テ之ヲ爲ササルトキハ補修ニ要スル金額ハ之ヲ營業費ニ加算シ改築又ハ改造ニ要スル金額ハ之ヲ買收價額ヨリ控除ス

第三十四條　買收ヲ受クヘキ地方鐵道業者カ兼業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ兼業ニ屬スル資產ヲ併セテ買收スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ買收價額ハ協定ニ依ル

第三十四〔五〕條　買收代價ハ券面金額ニ依リ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ五十圓未滿ノ端數ハ之ヲ券面金額五十圓トス

＊第三十五條ヨリ第四十三條マテ條數順次繰下ク

第三十五條　政府ニ於テ地方鐵道ニ接近シ又ハ並行シテ鐵道ヲ敷設シタル爲地方鐵道業者カ其ノ接近シ又ハ並行スル區間ノ營業ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキハ政府ハ其ノ營業廢止ニ因リテ生スル損失ヲ補償スルコトヲ得殘存線路ノミニ付營業ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキ亦同シ

補償金額ハ第三十一條乃至第三十三條ノ規定ニ依リテ算出シタル價額ヨリ殘存物件ノ價額ヲ控除シタル金額以內ニ於テ政府之ヲ定ム

第三十六條　地方鐵道業者カ法令若ハ法令ニ基キテ爲ス命令又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一　取締役其ノ他ノ役員ヲ解任スルコト

二　政府ニ於テ又ハ他ノ地方鐵道業者ヲシテ地方鐵道業者ノ計算ニ於テ必要ナル施設若ハ營業ノ管理ヲ爲シ又ハ爲サシムルコト

三　免許ノ全部又ハ一部ヲ取消スコト

前項ノ規定ニ依リテ解任セラレタル取締役其ノ他ノ役員ハ再任セラルルコトヲ得ス

第三十七條　免許ヲ受ケスシテ地方鐵道ヲ敷設シ又ハ認可ヲ受ケスシテ運輸ヲ開始シタル者ハ百圓以上二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條　左ノ場合ニ於テハ地方鐵道業者又ハ其ノ役員若ハ使用人ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一　前條ノ場合ヲ除クノ外本法ニ依リ許可又ハ認可ヲ受クヘキ事項ヲ許可又ハ認可ヲ受ケスシテ爲シタルトキ

二　法令ニ基キテ爲シタル命令又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

三　監査員ノ職務ノ執行ヲ妨ケタルトキ

四　法令又ハ法令ニ基キテ爲ス命令ニ依リテ爲スヘキ屆出、報告其ノ他ノ書類、圖面ノ提出若ハ調製ヲ怠リ又ハ虛僞ノ屆出、報告若ハ記載ヲ爲シタルトキ

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三十九條　前二條ノ規定ハ公共團體カ地方鐵道業ヲ營ム場合ニ之ヲ適用セス

附　則

第四十條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一條　私設鐵道法及輕便鐵道法ハ之ヲ廢止ス

舊法ニ依リテ爲シタル免許若ハ指定、許可又ハ認可ハ本法ニ依リテ爲シタル免許、許可又ハ認可ト看做ス但シ其ノ免許若ハ指定、許可又ハ認可ニ附シタル條件ニシテ本法ニ牴觸スルモノハ其ノ効力ヲ失フ

第二條及第三條ノ規定ハ舊法ニ依リテ免許又ハ指定ヲ受ケタルモノニ之ヲ適用セス

第四十二條　輕便鐵道法ニ依リテ輕便鐵道抵當原簿ニ登錄セラレタル事項ハ之ヲ鐵道抵當法ニ依リ鐵道抵當原簿ニ登錄セラレタルモノト看做シ輕便鐵道抵當原簿ハ鐵道抵當原簿ト看做ス

第四十三條　輕便鐵道法ニ依リテ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

輕便鐵道補助法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月四日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

輕便鐵道補助法中改正法律案

輕便鐵道補助法中左ノ通改正ス

「輕便鐵道補助法」ヲ「地方鐵道補助法」ニ改ム

第一條、第二條及第六條中「輕便鐵道」ヲ「地方鐵道」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ補助ヲ受クルモノハ本法ニ依リテ之ヲ受クルモノト看做ス

鐵道抵當法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月四日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

鐵道抵當法中改正法律案

鐵道抵當法中左ノ通改正ス

「主務官廳」ヲ「監督官廳」ニ改ム

第一條中「私設鐵道株式會社」ヲ「地方鐵道株式會社」ニ改ム

第三條中「舍宅」ノ下ニ「其ノ他工事又ハ運輸ニ要スル建物」ヲ、「保線」ノ下ニ「其ノ他ノ修繕」ヲ加ヘ「鐵道用水」ヲ「用水」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

會社カ鐵道ニ要スル電氣ノ餘力ヲ以テ電氣供給ノ業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ供給ノ爲要スル第二號乃至第五號及第七號ニ揭ケタルモノニシテ鐵道財團ノ所有者ニ屬スルモノハ之ヲ鐵道財團ニ屬セシムルコトヲ得

第十一條中「第三條」ヲ「第三條第一項」ニ、「前項ニ揭ケタルモノ」ヲ「前二項ニ揭ケタルモノ」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ第三條第二項ニ依リテ鐵道財團ニ屬セシメタルモノニ之ヲ準用ス

第二十六條ノ二　株式會社ニ非サル地方鐵道業者ノ鐵道ノ抵當ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第五十條　削除

第五十一條中「前條第一項ニ依リ」ヲ「鐵道事業ヲ營ム者ニ非スシテ」ニ改ム

第五十四條　削除

第六十條中「第五十四條」ヲ「第五十三條」ニ改ム

第六十五條中「本免許ヲ受クルコトヲ要スル者ニ在リテハ本免許」ヲ「第七十三條ノ許可ヲ受クルコトヲ要スル者ニ在リテハ其許可」ニ改ム

第六十六條中「第五十條第一項ニ依リ競賣ニ加入シタル者」ヲ「會社ノ發起人」ニ改ム

第六十七條中「本免許狀ノ下付ナキトキ」ヲ「第七十三條ノ許可ヲ受ケサルトキ」ニ、「本免許」ヲ「許可」ニ改ム

第七十二條　削除

第七十三條　競落人カ政府ニ非サル場合ニ於テハ競落ヲ許ス決定カ確定シタル日ヨリ三箇月內ニ許可ヲ申請スヘシ

第七十四條　競落人カ會社ノ發起人ナルトキハ前條ノ許可ノ申請ニハ定款及會社ノ設立登記謄本ヲ添附スヘシ

第七十五條　削除

第七十六條中「前三條」ヲ「第七十三條及第七十四條」ニ、「本免許狀ヲ下付スヘシ」ヲ「許可スヘシ」ニ改ム

第七十七條中「本免許」ヲ「第七十三條ノ許可」ニ、「會社」ヲ「競落人又ハ競落人ニ依リテ設立セラレタル會社」ニ、「原免許」ヲ「免許」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

鐵道船舶郵便法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月四日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

鐵道船舶郵便法中改正法律案

鐵道船舶郵便法中左ノ通改正ス

第一條中「私設鐵道法又ハ輕便鐵道法」ヲ「地方鐵道法」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

鐵道營業法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月四日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

鐵道營業法中改正法律案

鐵道營業法中左ノ通改正ス

第三條　運賃其ノ他ノ運送條件ハ關係停車場ニ公告シタル後ニ非サレハ之ヲ實施スルコトヲ得ス

運賃其ノ他ノ運送條件ノ加重ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ前項ノ公告ハ一月以上之ヲ爲スコトヲ要ス

第十三條ノ三　鐵道カ其ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ貨物ノ引渡ヲ爲スコト能ハサルトキハ貨主ノ費用ヲ以テ之ヲ倉庫營業者ニ寄託スルコトヲ得

貨物ヲ寄託シタルトキハ鐵道ハ遲滯ナク荷送人及荷受人ニ對シ其ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

貨物ヲ寄託シタル場合ニ於テ倉庫證券ヲ作製セシメタルトキハ其ノ證券ノ交付ヲ以テ貨物ノ引渡ニ代フルコトヲ得

鐵道ハ第一項ノ費用ノ辨濟ヲ受クル迄倉庫證券ヲ留置スルコトヲ得

前四項ノ規定ハ貨物ノ引取期間內ニ其ノ引取ナキ場合ニ之ヲ準用ス

第二十條中「私設鐵道」ヲ「地方鐵道業者」ニ、「主務大臣」ヲ「監督官廳」ニ改ム

第二十三條中「私設鐵道係員」ヲ「地方鐵道係員」ニ、「會社」ヲ「地方鐵道業者」ニ、「主務大臣」ヲ「監督官廳」ニ改ム

第二十八條ノ二　第十九條及第二十一條ノ規定ハ政府及公共團體ノ鐵道ニ、第二十條及第二十三條ノ規定ハ公共團體ノ鐵道ニ之ヲ適用セス

第四十四條　削除

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔政府委員床次竹二郎君演壇に登る〕

○政府委員（床次竹二郎君）　各法案連ねて說明を申上げます、私設の鐵道に關しまして、現在私設鐵道法と輕便鐵道法と二種ございます、然るに私設鐵道法は、明治三十九年鐵道國有法を制定せられました以來、其適用の範圍は極めて制限をせられまして、次で明治四十三年輕便鐵道法の實施に依りまして、益々其實用を失つた譯でございます、今日に於きましては、私設鐵道法の支配を受ける鐵道は全く存在を致さぬのでございます、之に加ふるに輕便鐵道法制定後、私設鐵道法に依つて出願いたしましたものは、殆ど無いと云ふ有樣でございます、斯の如く其實際に於きまして實用の無き法律は、之を廢止いたしますることを相當と認めたのでございます、輕便鐵道法は明治四十三年に實施せられて、今日に至るまで十年の年所を經て居る譯でございますが、條文の數が極めて少ないが爲に、其運用に當つては常に不便を感じます次第でございます、それ故に免許の際に命令書を下付いたしまして、其命令書の規定に依つて法の不備を補ふて、今日の實際に處して居ると云ふ次第であります、然るに命令書の中に在りまする事項は、法律を以て規定すべき事柄に屬するものも少なくないのであります、それ故此度は右申すが私設鐵道法と、輕便鐵道法とを廢止いたしまして、茲に法規の統一を圖りまして、地方鐵道法を制定いたしたい考でございます、地方鐵道法に於きまして主もなる改正の點を申上げますれば、鐵道の動力を電氣、蒸氣等に限りまして、人力、馬力を認めぬことに致したのが一つでございます、第二には軌間を三呎六吋、之を原則と致しまして、特別の場合四呎八吋半及二呎六吋を認め、結局三種に限定することに致しました、次に鐵道及其附屬物件を、各別に今日までは擔保となし得ることになつて居りましたが、それは改めまして、今後は鐵道抵當法に依りまして財團擔保の制度に致すことに致しました、次に會社解散の決議は、主務大臣の許可を受くるにあらざれば、其効力を生ぜざることに改めました、尙ほ一箇條政府が地方鐵道と平行又は接近して鐵道を敷設いたしましたが爲に、地方鐵道業者が營業を繼續すること能はざるに立至りましたる時には、政府に於て營業廢止に依る損失の補償を爲し得るの規定を新に設けました、其他は事務の簡捷を圖る爲に、多少の改正を致した點でござりまするが、右は主もなる箇條でござります、斯の如く私設鐵道法及輕便鐵道法を廢止いたしまして、茲に地方鐵道法を制定いたしまする結果は、輕便鐵道補助法、鐵道抵當法、鐵道船舶郵便法中、自然字句の改正を要するものがありまするので、改正案を提出いたしました次第であります、尙ほ又鐵道營業法中にも前申上げまする次第に依つて、改正の必要を感じましたのでござりますそれと共に此營業法中に於きまして改正を致したいと云ふ主もなることは、第一運賃其他運送の條件は公共の運送機關として其取扱は總て之を公告いたすことが宜しからうと思ひまして、其ことに改正いたしました、現行法に於きまして運賃を增しまするには二週間以上の公告を以て足れりとすることになつて居りまするが、それは取引の安全を保持するが爲に、其期間は尙ほ少し長きを宜しいと考へまして、

一箇月に延長いたしました、尤も此度此營業法を改正せむと致しまする點は、到著貨物の引渡の際に荷主の怠慢等に依りまして引渡を爲すことが出來ませぬで、それが爲に貨車の利用を大に妨げられ、貨物置場に狹隘を來して、一般貨物の取扱に支障を及ぼすと云ふ事例が少なくないのでござりまする、是等は營業上最も改正を、要すべき重大なる事柄と考へまして、是等の貨物は鐵道營業者に於て荷主に代つて倉庫營業者に寄託することを得ることに致しました、以て一般運輸上の便益を圖ることに致しました尙ほ地方鐵道法中に衆議院に於きまして修正せられました箇條が二點ござりまするが、何れも相當なる修正條項と考へまするので、之には同意を致すことに致しました、何卒御審議を願ひます。

○阪本釤之助君　ちよつと伺ひたいと存じまする、此地方鐵道法第一條に揭げてございまする軌道條例でありまするが、軌道條例は洵に歷史の舊いものでありまして、長く行はれて居るのでございます、其後輕便鐵道法が出來まして、兎角實際に於ては軌道條例と輕便鐵道法とは洵に錯綜いたして、或る營業者の如きは一方は軌道條例で營業をし、一方は輕便鐵道法で營業して居ると云ふ者もあるのでありまする、而して官廳の方から申しまするると、內務省と鐵道院と兩方の關係になつて居りまして、其間の關係と云ふものも亦實際頗る面倒なものであるやうに存じまする、兎に角軌道條例は多く道路の上に敷設する方であり、輕便鐵道法は特設軌道が多いのでありまするから、自から原因は異にして居りまするけれども等しく地方に於て運輸交通の便に供するが爲に軌道を敷いて、國有鐵道以外に於て運輸の便に供すると云ふものであるのでありまするから、出來ることならば折角御整理になる場合であるから、軌道條例をも地方鐵道法の中に入れて、何とか規定が出來なかつたものであらうか、餘ほど是は面倒ではございませう面倒ではございませうが、法文の書方に依つて出來ぬことはないのではないか、折角地方鐵道法と云ふ極く應用の廣いものを御作りになつた以上は、此の中に軌道條例に依る事柄をも規定して、道路の上に敷設するのであるから內務省が管すると云ふことが至當なことではありまするが、官廳同士のことでありまするから、主もに矢張り鐵道院で支配するとか、或はどうしても地方鐵道法に依ることが出來ぬと云ふことならば、軌道條例の方は全く內務大臣の所管にして仕舞ふとか何とか、大に包容するか、大に分離するか、どちらかの改正法を此際行はれたならば宜かりさうなものと私共は認めるのでありまするが、政府に於かれましては、どう云ふやうな御詮議でありませうか、甚だ遺憾に存じまするが故に一應伺つて置きたいと思ひまする。

〔政府委員床次竹二郞君演壇に登る〕

○政府委員(床次竹二郞君)　御答いたしますが、唯今の御尋は至極御尤もなることゝ考へます、何れ目下御審議を願つて居る道路法案も制定をせられることゝ考へまするが、御尋の如きことを考慮いたしまして、次期の議會までに改正を致したい考を有つて居ります。

○議長(公爵德川家達君)　御異議がなければ……

〔矢口長右衞門君發言の許可を求む〕

○議長(公爵德川家達君)　矢口君は質問ですか。

○矢口長右衞門君　はい質問です。

○議長(公爵德川家達君)　矢口長右衞門君。

○矢口長右衞門君　政府委員に御尋ねいたします、此法律に依りますと云ふと私設鐵道法と輕便鐵道法は之を實施すると直ぐ廢止すると云ふことになつて居ります、而して此實施は本年過ぎて直に實施すると云ふのでありますか、又實施して前の輕便鐵道法に依つて補助とか何とか、さう云ふやうな事柄に衝突するやうなことはございませぬか、ちよつと其邊を伺ひたい。

〔政府委員床次竹二郞君演壇に登る〕

○政府委員(床次竹二郞君)　御答へいたしまするが此法の實施は勅令を以て期日を定めます積りであります、さうして私設鐵道法なり、若くは輕便鐵道法に依つて今日まで認可敷設になつて居るものに向つては、別に變更を加へる考へはございませぬ、輕便鐵道法は……補助法は其儘變更に致しませぬ。

○議長(公爵德川家達君)　御異議がなければ此五案の特別委員は同一委員と致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

地方鐵道法案外四件特別委員

侯爵細川　護立君　子爵豐岡　圭資君
子爵伊東　祐弘君　河村讓三郞君
小松謙次郞君　古市　公威君
男爵福原　俊丸君　男爵調所　恒德君
佐藤傳兵衞君

○議長(公爵德川家達君)　日程第八、度量衡法中改正法律案、政府提出、第一讀會。

〔左の提出文は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す〕

度量衡法中改正法律案

右勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正八年三月四日

內閣總理大臣原　敬
農商務大臣山本達雄

度量衡法中改正法律案

度量衡法中左ノ通改正ス

第四條ノ二　度量衡ニ基キテ定ムル溫度、密度、壓力、工率其ノ他ノ狀態及能率ノ計量ノ單位ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條中「販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ取引上若ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得ス」ヲ「之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス」ニ改ム

第八條ノ二　度量衡器ニ非サルモノ及前條各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲又ハ所持スルコトヲ得ス

第八條ノ三　度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ正味量カ實量ヲ超過スルモノハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

商品ノ度量衡ニ依ル量目ノ表記ハ正味量ノ表記ニ非サルコト明ナル場合ヲ除クノ外之ヲ度量衡ニ依ル正味量ノ表記ト看做ス

第九條中「使用ノ制限」ノ下ニ「並度量衡ノ計量ノ取締」ヲ加フ

第十條中「度量衡器取締」ヲ「度量衡器ノ取締又ハ度量衡ノ計量ノ取締」ニ改ム

第十一條ノ二　當該官吏ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ正味量カ實量ヲ超過スルモノノ表記ヲ更正シ又ハ消去シ其ノ他取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十三條中「第八條」ノ下ニ「、第八條ノ二又ハ第八條ノ三第一項」ヲ加フ

第十六條及第十七條中「又ハ業務上」ヲ「、業務上」ニ改メ「度量衡器ヲ使用スル者」ノ下ニ「又ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ヲ販賣スル者」ヲ加フ

第十九條ノ二　第六條乃至第八條ノ二、第九條乃至第十一條及第十二條乃至前條ハ勅令ヲ以テ定ムル計量器ニ之ヲ準用ス

第二十條中「度量衡器」ヲ「度量衡」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君)　近來我國に於ける學術及產業は顯著なる發達を致しましたが、それに伴ひまして壓力器、寒暖計、比重計等の、其計量器が使用せられますことが漸次增加いたして居りまする、然るに此物に付ての檢定取締に關しましては何等の規定が無い爲に不正確なるものが甚だ多うございまして、一般の不便が少なくないのであります、依つて計量器中主要なるものに付きましては度量衡器と同樣に政府に於て檢定取締を行ひまして、是が正確を期することが極めて緊要であるのでございまする又多年度量衡法實施の結果、不正確なる度量衡器の使用は年々減少して參つて居りまするが、是は如何にも喜ぶべきことでありまする、然るに度量衡に依つて取引をせられます商品にして、其量目を表記せしに拘らず、實際の量目が不正確なるものが漸次多きを加へまして、殆ど物に依りましては常習的傾向を呈するに至つて居るのでございます、斯の如き弊習は一般取引上の信用及公益を害することは勿論、殊に海外輸出品の販路にも影響することが少なくないのでありまする故に、其正確の規定をなし、其他現行法の不備を補ふ爲、度量衡法中改正をなすの必要が起つたのであります、是が本案を提出したる所以でありまするから、どうか御審議あらむことを願ひます。

○男爵石黑忠悳君　此案に付きまして質問いたしますが、瓦斯若くは電氣などの量を以て、人民が幾らに付て幾らと云ふ拂ひを致しまするものゝ、其檢定法は勅令を以て定むと云ふ、其中に御定めになるも

のでございますか、ちよつと伺ひます、水も其通りでありますか、もう一つは本案の第八條の三と云ふ所に「度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ正味量カ實量ヲ超過スルモノハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス」と云ふことがありますが、是は一貫目なら一貫目と表記してございまして、九百五十目、九百目しかないと云ふ其不足があるに拘らず、一貫目と書いてある、一貫百目、一貫五百目あると云ふ其超過高が明かになつたと云ふものは、どう云ふ譯でありませうか、目方が少ないのは構はぬ、多いのが悪いと云ふ譯でもございますまいが、それはどう云ふのでございますか、ちよつと伺ひます。

〔政府委員岡本英太郎君演壇に登る〕

○政府委員(岡本英太郎君) 御答へ申上げます、前段は本法に依りまして新に檢定を致したいと考へて居りまする計量器の種類を勅令を以て規定いたしたいと云ふ考でございます、第二段の不正量目の件は石黒男爵の御質問の趣旨とは違ふのでございまして例へば一貫目と表記いたして居りまする品物に對しまして九百五十目と云ふやうなことがありまするものはいかぬ、正味量が實際の正味量として表記いたして居りますものが、實際の量目を超過いたして實量が無いと云ふものは、販賣し又は所持してはならぬと云ふことであります、實量が表記量より多いものは無論差支ないのであります。

○男爵石黒忠悳君 第八條の三は能く分りました、本員の讀損ひでありました、本員の前段の方の質問に御答でありますが、瓦斯とか、電氣とか、若くは水とか云ふものの量目を以て販賣を致して居りますものに對して、唯今までは私共が實際に於て電氣を使ひますが、其電量に付て代價を拂ひますけれども其電量をあらためられたこともなく、會社のするが儘にして拂つて居ります、瓦斯も亦然りであります是等に對しましては、今度は之を量ります者が、斯う云ふ道具を以て此度を計れと云ふことが、施行されますのでございますか。

〔政府委員岡本英太郎君演壇に登る〕

○政府委員(岡本英太郎君) 唯今御質問の電氣の如きものは電氣測定法に依つて取締が出來て居ることに承知いたして居ります、瓦斯に付きましては瓦斯「メートル」の檢定は現にやつて居ります、詰り今度の改正の趣旨は計量器其ものゝ不正確を取締るが爲に檢定を致したいと云ふ趣意でございます。

○議長(公爵德川家達君) 特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

度量衡法中改正法律案特別委員

子爵冷泉爲勇君　子爵大河内正敏君
男爵山川健次郎君　上山滿之進君
男爵郷誠之助君　鍋島桂次郎君
和田維四郎君　安樂兼道君
矢口長右衛門君

○議長(公爵德川家達君) 日程第九より第十三までの法案は同一委員に付託せられましたから、御異議がなければ報告も一括して委員長を煩はさうと考へます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 日程第九、事業公債金特別會計法案、第十、臨時國庫證券法中改正法律案、第十一、朝鮮事業公債法中改正法律案、第十二臺灣事業公債法中改正法律案、第十三、造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

事業公債金特別會計法案
右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也
大正八年三月一日
右特別委員長
伯爵　松平頼壽
貴族院議長公爵德川家達殿

臨事國庫證券法中改正法律案
右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也
大正八年三月一日
右特別委員長
伯爵　松平頼壽
貴族院議長公爵德川家達殿

朝鮮事業公債法中改正法律案
右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也
大正八年三月一日
右特別委員長
伯爵　松平頼壽
貴族院議長公爵德川家達殿

臺灣事業公債法中改正法律案
右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也
大正八年三月一日
右特別委員長
伯爵　松平頼壽
貴族院議長公爵德川家達殿

造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案
右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也
大正八年三月一日
右特別委員長
伯爵　松平頼壽
貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵松平頼壽君演壇に登る〕

○伯爵松平頼壽君 唯今議題になつて居りまする事業公債金特別會計法其外四件の委員會の經過及結果を御報告を申上げます、委員會を開きましたことが三回開きまして第一に政府委員より説明を伺ひました、第一の事業公債金特別會計法の説明に付て一應申上げて置きまするが、此特別會計法と云ふものは今度初めて出ましたのでありまして、他に個々に特別會計法と云ふものは各事業の臺灣……臺灣ではございませぬ、朝鮮及鐵道が單に事業公債特別會計法と云ふものがございましたので有ますが、之を一括いたして今度の特別會計法と云ふものに入れて仕舞つた次第なんであります、此法律の趣旨と申しまするのは、第一の趣旨は事業公債に付きまする特別會計法を統一すると云ふのが第一の趣旨、第二の趣旨は、即ち收入金を運用、利殖すると云ふのが第二の趣旨でございます、第三の趣意は一般會計を……今まで特別會計法でありましても一般會計を經由いたして再び負擔會計へ移し、改めて利子等を拂ひまする時には國債整理基金特別會計へ移しまして、それで利子等を拂ふ、非常に複雜なる手續をして居つたのを、此特別會計法に付て其煩はしい手續を省きまして、一般會計は一旦金を入れずして直ぐ國債整理基金の方へ參ると云ふ輕便法を取つたと云ふことでございます、事業公債金特別會計法に付ては、別段委員の御方より御質問も何もございませぬでございます、それで事業公債金特別會計法案は終りましたそれから次に臨時國庫證券法中改正法律案、是は改正法律案の趣意は今まで臨時國庫證券法は爲替資金の融通、戰利品の賣……外國爲替調節資金に當てる事と、軍需品の代金の決濟をすることの目的を以てして居ると云ふことの二つの箇條でありました、然る所此度改正いたしまする趣意は、此法案にもございます通り、「其ノ他聯合國ノ財政ヲ援助スル爲」と云ふことが一つ這入つたのであります、此事は政府委員の説明に依りますると、本年度に於て英佛國の大藏證券の償還をする時期が來て居りますので、借換をせんければならぬ、其借換を致さんければならぬのでありますが、今英佛及他の國から金が此方へ參りまして、其借換を其國で致して呉れるか、せぬか分らないのであります、若しそれが事實上借換が出來ませぬ時には、政府に於て、政府が一時それを借換をしまして、國庫債券を發行すると云ふので即ち聯合國の財政をそれが援助すると云ふ意味ださうでございます、それから第二條にございます所の「五億圓」と云ふのを「八億圓」にすると云ふのは即ち今申上げた第一の聯合國の財政を援助する爲に要る所の借換等に要ります所の金は大凡一億圓、第二は爲替資金の座に金が要るのでありまして、殆ど二億圓ばかり要ると云ふ事でございます、それを合せまして三億圓、それを今度殖やして貰ひたいと云ふことの趣旨でございます、國庫證券法中に付ては大分御質問が澤山出ましたのでございます、是は終りに質問の趣旨を一應申上げます、それから次に朝鮮事業公債、是は政府委員の説明に依りますれば、一億六千八百萬圓を一億七千八百萬圓にすると云ふのであります、朝鮮事業公債法は明治四十四年三月二十三日に法律第十八號を以て發布されて居りまして、其終ひの第一項の「公債及借入金ノ額ハ通シテ一億六千八百萬圓以内トス」と云ふのであります、之を今數字の上で直すと云ふだけのことでございます、其數字の出ました根源は、朝鮮に於きまして釜山の海關工事費、是は即ち豫算に請求になつて居るさうでありますが、即ち九百十七萬二千圓、大正八年より十三年までの繼續事業になつて居ります、又元山の海關工事費百八萬三千餘圓、是は三箇年間、合計いたしまして一千二十五萬五千圓、是だけの實費が要るのでありまするけれども、實際の入用な額を參酌いたしまして端數だけを減らしまして、一千萬圓だけを起債最高額を增加して貰ひたいと云ふことでございます、是だけのことでございまして、外に改正の條文には何も障つた所はないのでございます、それから次に申上げますのは臺灣事業公債法中

改正法律案、是は政府が提出になりましたのを衆議院に於て又修正になつて、貴族院へ回つた次第なんでございますが、臺灣の事業公債法、非常に出來ましたのが古うございまして明治三十二年に出來て居りまする法律でございます、それで是も即ち事業を致すべき限度が今迄の金額よりは殖やすと云ふ事になつて居りますので、即ち今迄の金額が七千三百五十萬圓、それを今年九千二百五十萬圓と云ふ事に致すので有ます、一千九百萬圓だけ今度殖えると云ふ事でございます、それは鐵道建設費の豫算で三十議會に於きまして一千萬圓の鐵道建設費の豫算が成立して居ります、で又今回に於きまして鐵道建設費と致して千五十五萬二千六百圓の追加を今度要求してございます、之を合せますると二千五十五萬二千六百圓の起債增額を要する譯であるのでございます、併ながら其中で以て大正八年度に於きまして既定の起債額の中で、即ち水利事業に要りまする所の金額の中で、二百萬圓と云ふものは一般歳入の……臺灣の一般歳入の支辨等に移す事になつたのでありますで其の結果二百萬圓を差引いて端したの金、即ち一千九百萬圓――端したを捨てて仕舞つて一千九百萬圓だけ增加して貰ひたいと云ふことになつて居ります、是が骨子の問題で、それで修正の所に於きまして、衆議院で修正いたしました中の第二、第三、第五、第六、第七條と云ふものは即ち法文上の整理でございまして、第二條は……第七條から申上げます第七條は整理公債上に……今まで此事業公債に付きましての取扱が是は特別會計法が無かつたのであります、で已むを得ず整理公債法に依つて居つたのであります、準じてやつて居つたのであります、それで是れは當然新しくなりますれば、事業公債金特別會計法と云ふものが出來ました以上は、それと同じ取扱を受けると云ふことにならなければならぬと云ふ意味に於きまして、之をとつた次第でございますそれから又第二條、第三條と申しまするものは、利子のことに付きましては、公債の利子のことは法律が別に規定してあるのであつて、國債に關する通則に依りまして、矢張り條例で以て發すると云ふことがちやんと決つて居るのでありますから、態々玆に現はす必要がないからして削除すると云ふことでありました、それから第六條は即ち此規則の出來ました時には舊一圓銀貨があつた爲に、其一圓銀貨で以て起債することが出來ると云ふことの條文なんでございます、是は今は當然消滅して居りまする爲に、是は削つたと云ふことの話でございます、臺灣の方はそれ位に止めて置きます、それから造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案、是は矢張り金額を增加すると云ふことでございまして、大正八年度に於て造幣局据置運轉資本に百五十萬圓殖やして貰ひたいと云ふこと、それから大正八年度乃至大正十年度に亘つて造幣局の設備擴張に要する經費を充實する爲に、造幣局資金の内で二百六十一萬四千九百五十二圓を限り一般會計に繰入ることを得と云ふことの條文でございます、造幣局の設備、即ち設備の擴張と据置資金を增さなければならぬと云ふことの結果でございます、で造幣局に於きましては唯今の所、年に鑄造する能力は即ち二億枚、一年に二億萬枚位出來るので、大體二千百萬圓ほど、七年度は鑄造したのであります、併ながら是から先き昨年度に於きまして小紙幣を發行し、又舊銀貨及銅貨と云ふものを鑄造し直さなければならない時機が今來て居りますのでありますからして、迚も一年に二千百萬圓位の能力では十分なことが出來ないのであるから、枚數に致しますれば一年にどうしても四億枚くらゐ出來なければならぬと云ふことでございます、即ち圓に致しまするど四千四百萬圓、即ち唯今までの倍額要ると云ふことの計算になつて居ります、それには迚も今までの設備では行きませぬから十分に擴張してやらなければいかぬと云ふことの爲に、此金額を請求した次第であると云ふことでございます、又据置資金に付きましては、造幣局の運轉資本と云ふものは即ち二百五十萬圓になつて居るのです、其内の大部分の九割强と云ふものは、矢張り金銀の地金に利用されて居るのであります、其中貨幣に鑄造される……用ひられるものは金地に於て二百十八貫目、銀地に於きまして千六百三十五貫目であります、其他貨幣の鑄造以外に、金銀地金精製用の壓地金と云ふものが必要でありまして、此金銀貨でなく……通貨でなくして金貨を精製するものださうであります、それが要るのでありまして、それが段々此頃は殖えて參りました爲に、それを備へて置く所の……備付の金と云ふものが、少なくてはそれでは捗つてやることが出來ないと云ふ御話であります、それ故にそれを殖やす爲に今此處に申上げました金額を請求したと云ふ御話でございます、是で說明は終りまするが、臨時國庫證券ほかと他の四件に臨時國庫證券を除けまして他の四件は別段一つも御質問は……造幣局の方は少し御質問がありました、大した御質問ではありませぬが、御質問がありましたが、其他は御質問もなく可決いたしました……委員會に於きましては可決いたしました次第で、國庫證券に付きましては段々御質問がありましたが、最終に於きまして或る委員より國庫證券を發行されましても、露西亞の如く利子を拂はず、現金も拂はないと云ふことになつて居るが、それは政府に於ては取れる見込があるかないかと云ふ御尋でありましたが、政府委員に於きましては、今の所では取る考で……取る考で居ると云ふことに……今の先きのことは考へて居らぬと云ふ御答辯でありました、まだもう一つ其他に質問がございましたけれども、それは略します、或る委員が終ひに於きまして希望とせられて居りますのは或る一委員の御方より希望が出ました、それは取られなかつた所の未濟の債券の金と云ふものを一般會計に移して、それで是れは未濟であると云ふことを國民に知らして、それで國民には政府で取換へて置いて若しも政府が取れたならばそれを一般會計の内に戻したらどうであらうかと云ふ御希望が出て居ります、唯是は希望だけであると云ふことでありまして、委員會は三月一日を以て全部を可決いたしましたから、御報告申上げます。

○議長（公爵德川家達君）　唯今委員長の報告せられました五案共、束ねて問題に供して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、五案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○伯爵松平賴壽君　直ちに第二讀會を開かれむことを……

○伯爵廣澤金次郎君　贊成。

○伯爵大木遠吉君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直に第二讀會を開くと云ふ松平伯爵の御說に、御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、

○議長（公爵德川家達君）　直に五案の第二讀會を開きます……御異議なければ全部を問題に供します……全部原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○伯爵松平賴壽君　直に三讀會を開かれむことを……

○伯爵大木遠吉君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直に三讀會を開くことに御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第二讀會決議通り御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、日程第十四、第十五は同一委員に付託せられましたから、是も委員長の報告は束ねて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第十四、鐵道敷設法中改正法律案、第十五、北海道鐵道敷設法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

鐵道敷設法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年二月二十八日

右特別委員長　伯爵柳原　義光

貴族院議長公爵德川家達殿

北海道鐵道敷設法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年二月二十八日

右特別委員長　伯爵柳原　義光

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵柳原義光君演壇に登る〕

○伯爵柳原義光君　唯今議題になりました鐵道敷設法中改正法律案及北海道鐵道敷設法中改正法律案の委員會の經過並に結果を簡單に御報道申上げます、此委員會は去る二十七日に第一回を開きました、此

時は單に正副委員長の選擧のみ行ひまして、其儘に致して置きました、併し其時に成るべく調査の材料を潤澤に送つて貰ひたいと云ふことを政府に向つて要求を致して置きました次第でございます、次に二十四日に第二回の委員會を開きまして、此時は午前午後に亘つて委員會を開いた次第でございます、それから更に又翌二十七日に委員會を開きました、是は朝だけであります、更に又二十八日に第四回の委員會を開きまして、此時は午前、午後に亘りまして委員會を開いた譯であります、で質問は頗る多々ありましたけれども、結局全會一致を以て兩案とも可決いたしました次第であります、此鐵道敷設法中改正法律案は、鐵道敷設法の豫定線並に第一期線に新に線路を加へて、それから又北海道鐵道敷設法に於きましても、一線路を加へんが爲に改正をしたいと云ふのが、此法案を提出せられました趣旨であります、而して此鐵道敷設法の方は、線路が五つあるのであります、其一つは和歌山縣下和歌山より三重縣相可に至る鐵道、福岡縣下久留米より大分に至る鐵道、千葉縣下松田、勝浦間を貫通する鐵道、四國に於ては四國縱貫線及富山、高山間、之を一期線に入れたいと云ふのが、此鐵道敷設法中改正法律案を提出された所の趣旨であります、又北海道に於きましては釧路國釧路、北見國斜里を經て網走に至る線路膽振國長萬部より輪西に至る線路を追加いたしたいと云ふのが此北海道鐵道敷設法中改正法律案を提出された趣旨であります、本法の線は右申上げました如く、五線でありまして合計四百十九哩、北海道は二線でありまして延長合計百五十一哩なのであります、それで去月の二十四日第二回の委員會を開きました時に、鐵道院總裁も出席いたされまして、具さに說明をせられ、又委員の質問に對しても具さに答へられた次第でありまして、他に直接此法案には關係のないことではありますが、鐵道の根本の經營方針は如何にするのであるかとか、或は又昨年の如く米價が非常に高くなつて國民が大に米價の騰貴に苦しむ、是は勿論經濟上の主たる原因に因るのではあるが、併ながら又米の輸送と云ふことが能く出來るかどうかと云ふことも、極めて此問題に痛切な關係があると思ふから、即ち米の產地から米の輸送をすることが完全に出來るかどうか、如何なる方法を以て米を輸送して居るかと云ふやうな質問もあつたのであります、其質問に對して、是は出來るだけ、他のことは差措いても米の輸送と云ふことは、十分に其當時に於てはしたと云ふやうな答辯があつたのであります、又其他纏ては鐵道は廣軌鐵道にするか如何と云ふやうな、鐵道の根本の政策に關する質問もあつたのであります、是等のことは幸に速記錄がありますからして、速記錄に就て御覽を願ひたいと思ひます、それから又二十七日に第三回の委員會を開きました時には、特に北海道鐵道敷設法改正案に付きましては北海道廳長官の出席を請ひまして、さうして其地方の利害得失のある所の點に付て北海道廳長官の意見を尋ねたのであります、北海道廳長官の云はれるのに、此政府の提案には全然贊成すると云ふ答辯を得たのであります、其他のことは主として鐵道院の副總裁が專ら質問にも答へられ、又懇切に親切に、熱心に質問に答へられたのでありまして、是は職責上、當然のことながら、頗る其熱心は多とするものであると云ふことを諸君に御紹介申上げたいと考へます、質問は頗る多岐、多方面に亘つたのでありまして、或は線路網のことに付き、或は鐵道の豫算に付き、或は鐵道の計畫に付き、詳細なる數字につき、或は又詳細なる所の技術の點に付ても、極めて細かい質問があつたのであります、殊に此技術の點に付きましての質問は豫備知識のない者には理解することの出來ない程、專門に涉つた細かい技術に關する質問もあつたのでありますが、是等も私が茲に御紹介申すことは全然省きまして、速記錄を以て諸君の高覽に供へたいと考へます、それから又政府より送られたる所の材料も頗る澤山ありまして例へば線路の地形表であるとか、鐵道建設及改良費豫算年度割表であるとか、輕便鐵道內譯であるとか鐵道網線路一覽であるとか、鐵道線路網縮圖であるとか、頗る材料は潤澤に政府から提供されたのであります、議論も頗る澤山あり、又質問も頗る澤山ありましたけれども、結局全會一致を以て此兩案は可決したのであります、唯々最後に於て二つの希望が委員中から出たのであります、其一つの希望と申しますのは、多治見、岐阜間を成るべく早く一期線に加入して貰ひたいと云ふ希望であります、又もう一つの希望は四國連絡線中曼陀線を能く調查して成るべく早く之を實行するやうに致したいと云ふ希望を、政府に向つてされたのであります、是も詳細なることは速記錄に就て御覽を願ひたいと考へます委員中には昨年も此種の案に關係された所の方が澤山あつたのでありまするが故に、質問も頗る澤山ありまして、又殊に續々質問がありまして、中には質問よりは寧ろ詰問に涉るやうな質問も隨分あつたのでありまして、政府委員と特別委員との間には餘程論議頗る澤山ありまして、中には政府委員も此質問には稍々答辯に苦しめられたかの如き質問もあつたのでありまして、要するに質問と云ふ域を脫して詰問と云ふ域に亘つたやうなことも多々あつたのでありまする、故に私等も或は是は修正案でも出るのではないかと竊かに存じて居りました所が、所謂大山鳴動すると雖も鼠一疋出でずと云ふ譯であつて、無事に全會一致を以て此兩案とも可決いたした次第であります、是で御報告を終りますが、若し詳細なる御質問がございますれば、何卒政府委員に就て御尋ねあらむことを希望いたします、之を以て報告を終ります。

○議長(公爵德川家達君) 御異議なければ唯今委員長の報告せられました兩案とも束ねて問題に供します

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○鎌田勝太郎君 此今委員長より詳細なる御報告に依りまして諒承いたしました、然るに此兩案中の鐵道敷設法案中、四國縱貫線のことに付て、更に御尋ね致したいのであります、此四國縱貫線は高知より德島縣を經て香川縣に至る鐵道、德島縣より香川縣に至る線路には比較線が二つある、一は鹽入線と云ひ、一は曼陀線と云ふのである、昨年議會の委員會に於かれまして此曼陀線に付て種々議論があつたのである、委員中の古市博士などは技術上の見地より大に意見を發表されたと記憶して居る、本年の委員會は唯今委員長より詳細なる御說明でございますが此縱貫線のことに付きましては未だ具體的のことを聞き得て居りませぬ、殊に本年は速記錄がまだ配布になつて居りませぬ、速記錄を見て承知すると云ふことは唯今の場合出來ませぬが故に、此縱貫線に付て討論の有樣を承りたい、是は強て委員長から御述べにならなくても、御都合に依れば言論をされた委員の方から御述べ下されても宜しうございます、それだけ御願ひ致します。

○伯爵柳原義光君 速記錄の配布か早くあるとか遲くあるとか、是は私の干與する所でありませぬ、而して今の曼陀線のことに付ては委員の中から、殊に古市博士と記憶いたして居りますが、御詳細に御質問がございましたが、是は私が申上げるより、幸ひ古市博士が御居でになりますから、古市君から御話になることを希望致します。

「古市公威君演壇に登る」

○古市公威君 私は本案に修正を加へる意見を持つて居るのではありませぬ、結局委員長報告通りに兎も角も贊成するが宜しいと考へて居るのであります從て結果に於て何も變りがないのでありますから茲に徒らに論辯するのは誠に詰らぬことのやうにありますが、前年の行掛かりもありますし、此度、委員會に於て政府委員の說明を聞いてそれで滿足したのかと云ふ御考があるならば、さうでないと云ふことを茲に明言して置きたいのでありますから、暫く御聽きを願ひます、當局者は此鹽入線と曼陀線を比べて曼陀線の良い所は唯工費に於て二百五十萬圓少なくて濟んで仕舞ふと云ふだけだ、其外は總て鹽入線の方が宜しい、斯う言はれますが、第一に二百五十萬圓の工費が少くて濟んで仕舞ふと云ふことはさう輕々に看過すべきものでないと思はれるのであります、二百五十萬圓と申しますれば、輕便鐵道にすれば三四十哩若くはそれ以上も出來ます、鐵道の普及速成と云ふことを標榜して居る當局に於て此二百五十萬圓は隨分利用の出來ることであると思はれるそれで假りに二百五十萬圓は別問題と致しまして、果して當局者の言ふ如く此鹽入線と曼陀線を比べると、工費以外のことは總て曼陀線の方が惡く、鹽入線の方が良いと云ふことは、殊に私の疑ひがあるのであります、甲地點より乙地點に行く道に於て二つの何れも山を越える、其の場合高い山と低い山と二つあつた時は、どちらを御越しなさるかと云ふと無論低い方を御越しなさるに相違ない、但し他の條件に於いて大差なければ無論申すまでもない、そこで鹽入と曼陀線との里程と高さを比べて見まするると、鹽入の方が百六十尺高い、曼陀より……それだから鹽入を越える時は旅客も貨物も曼陀に比して百六十尺に上ぼつて百六十尺下だる、斯う云ふことになる當局者は斯う云ふことを言つて居りますが、琴平と琴平から鹽入までの高さを豐濱から曼陀までの高さとを比べると、鹽入の方が低い、是は理窟になら

ぬと思ふのであります、假りに阪神地方から高知の方に向つて進む旅客貨物が、自然に琴平まで上ぼつて仕舞ふのでない、矢張り百六十尺上ぼつて百六十尺下だるに相違ない、況や琴平から上ぼる方を考へれば、さうでありますが、池田の方から行けばどうであるか、池田の方からして矢張り曼陀に上ぼるより鹽入から上ぼる方が百六十尺上ぼるに相違ない、此點に於て利害はない、論はない、但し線路は他の條件に於て大した違ひがなくばと云ふことになる、そこで線路を比べて見ることになりますと、池田から阿波方面、阿波方面で池田から鹽入の、「トンネル」まで上ぼりますのが約七哩程の長さで、其内五哩半ばかりであつたと思ひますが、四十分の一の勾配が續くと云ふと語弊があるか知れませぬが、其間に箸藏と云ふ停車場があつて、其停車場が六百六十分の一の勾配で行く、三十鎖ばかりで又それが四十四分の一と云ふ勾配でちよつと三十鎖ばかり下だつて居ります、先つ概して五哩半ほどのものは四十分の一で續いて居ります、それから池田から曼陀に上ぼります、是は比較にならぬ程宜しい、四十分の一の勾配が總體で、三哩程ありますが、それが三つに分れて居る、一哩五十鎖が一つと、五十何鎖のものが二つで、三つに分れて居る、是は阿波の方では鹽入と曼陀を比べると、丸て比較にならぬ、曼陀の方が宜い、然るに讃岐がたで鹽入の方が宜しい、讃岐がたの方は兩方ながら雙方八哩何程と云ふ長さでありますが、其中の鹽入の方では四十分の一か續いて居るのが四哩少し餘であります、それから曼陀の方では五哩四分ばかりあつたと思ひます、一哩以上…一哩半以上四十分の一が續く、是は曼陀線が悪い、曼陀線の方が悪いが、唯是だけで比べれば此讃岐の方の曼陀線の悪いのを阿波の方の曼陀線の良いのと差引いてどうなるかと云ふことは甚だ疑ふ、如何にも阿波の方では曼陀線が宜しい、其所で之を通じたもので比較して見たい、全體昨年の議會の時も今度も兎角比較を琴平、池田觀音寺若くは豊濱、池田、斯う云ふ比較になつて居りますが、是が比較が甚だ當を得て居らぬ、問題は何であるかと申すと、土州を四國の北海岸の鐵道に接續すると云ふのが問題でだから琴平でもなければ、豊濱でもなければ、觀音寺でもない、さう致しますると、此較を或る一つの地點から、或る地點まで比較して見ぬといけぬ、で土佐を四國の北海岸へ接續しまするど、それから東西へ向つて連絡を取る譯でありますが、其中で最も重要なる方面と申すのは、無論阪神地方と土佐との連絡と見なければならぬ、阪神地方の方の連絡點を見まするに、先づ向ふの北の方の起點を多度津とするが宜からうと思はれる、多度津で兩線が連絡しますから、多度津と池田、池田は精しく申しますと、後に若し曼陀線へ出るやうになりますると、池田よりはもう少し「ステイーション」……南の「ステイーション」の中西から別れるらしいと云ふのであります、目下は池田を起點とする、池田、多度津と云ふ所で兩線を比較すると、無論土佐と阪神地方、即ち東の方との連絡でありますから、線路は上ぼるのが八哩七分確か長い、併ながら御承知でもありませうが、線路を比較いたしますに、又勾配だの、屈曲などを直して、さうして全部直線にして比較しまするが、さうして見て、さうして其長を實哩で以て割つたものが延長率となるのでありまするが、其延長率の大小に依つて線路の善悪か略々分る、所が池田多度津間の延長率は鹽入線の方が二「コンマ」六で曼陀線の方は二「コンマ」三、さうすると線路の性質は曼陀線が宜いと云ふことになる、斯う云ふ狀態であるので、全體二百五十萬圓金が餘計掛かるから線路が良くなる、水界の山は低くなると云ふべきであるのが、二百五十萬圓掛かつて尙ほ且つ高い所を越えると云ふのは、どうも合點が行かぬ、それ故昨年是はもう一つ調べて御覽なさつたらどうで御座ると云ふことを言ふたのであります、今日も唯今私は實は委員長の報告で初めて承知したのでありますが此委員會の決議する時は、私は不幸にして留守でありました、居りましたならば、もう少し調べて欲しいと云ふ意見を申述べて見やうと思つたので有ますが、其機會を得ませなんだ、今委員長の御報告に依ると、どなたか委員の中の一人から其意見が出たと云ふことでありますが、さうすれば益々以て私が此處に立つのは無益になるかも知れませぬ、私は右申すやうな次第であつて、もう少し調べて見る必要があらうと思はれる、どこか調べて見る必要があるかと云へば、玆に算盤に掛からぬ曼陀線の悪いことがある、算盤に掛からぬ極くいかぬ事である、それは何であるかと云ふと四十分の一の勾配の大「トンネル」が一哩二十鎖もある、是が非常な缺點で、若し是が直らない位ならば、固より成る程二百五十萬圓掛かつても、こちらの琴平線へ持つて行くのが當然であるかも知れない、「トンネル」の中を一哩以上も四十分の一の勾配が續くと云ふことは、是は例の無いことはないが、極くいかぬ機關車が空轉をする機關士が窒息する、甚しきは列車が逆行して、どんな災害を受けるかも知れませぬ、此一哩以上、四十分の一の勾配が「トンネル」の中に在ると云ふのは最上の缺點である、之を直すことが出來るか、出來ぬか、どうも昨年さう考へた、今日も尙ほ直せさうに思はれる、ちよつと手眞似をして御覽に入れますが「トンネル」の中の路が斯んな風になつて居る、之を斯う少し上げる、勾配を弱くする、さうすると「トンネル」は短くなる、短くなれば工費は益々減る併ながら出た所で、此鐵道が其儘で谷を下だれるか下だれぬかゞ問題である私の見る所ではどうも下だれはせぬかと思はれる又よし其谷を一つ下だつても谷の狹い所から廣い所へ出て、とんと瀧のやうに落ちてはどうも仕方がない、然るに觀音寺方面は地形が谷の狹い所を出ると五萬分の一の參謀圖でも分りますが、どうやら緩勾配の傾斜地らしい、さうすれば其間の勾配が取れるだらうとちよつと思はれる、それからそれを調べて見た、それから若し「トンネル」を短くして、勾配を弱くする、弱くして今度は「トンネル」を少し長くする、長くして、さうして低い所から出始める、即ち南口を低くして、さうして「トンネル」の中の勾配を弱くする、さうすると無論「トンネル」が長くなる、從つて工費が殖える殖えますが、鹽入線の「トンネル」が一萬三千九百尺からでございます、さうすると二哩半ばかり、それから曼陀のは八千三百なんぼと云ふのですから、曼陀の大「トンネル」と鹽入の大「トンネル」と比べると、長さが一哩から違ふ、それまでに延ばす必要がなくて出來ると思ふ、併しさう無暗に「トンネル」を延ばす必要もなし、實際唯言つても、馬鹿馬鹿しくてさう云ふことは出來ないかも知れない、或る程度まで入口を下げて、或る程度まで出口を上げる、さうすれば「トンネル」の勾配を弱くして、而も樂に下げることが出來る、但しどこへ接續するかが問題である、是は強ち觀音寺に接續する必要もない、豊濱に接續する必要もない、前に申しました通り問題は土佐の國を四國の北海岸の鐵道へ連絡させて、それから延びて阪神地方に及び若くは九州に及ぶと云ふ問題であります、どこでも接續して宜しい、それがどうも私は出來さうに思はれる、それで昨年さう云ふことを調べて欲しいと云ふことを申述べて、此處で委員長からも報告があつたことでありますから、當局者が如何に考へて居られるかと云ふことを質問に及んだ、所が當局者は全體昨年十月に更迭になつたのですから、それから調べをすると云ふのは隨分困難な事情だと云ふことは恐察する、石丸副總裁の言ふのに、時もなかつたから、併しそれは機械に依つて調べる必要はない自分が十分踏査して知つて居る、是は石丸君の線路調査に經驗あること、從つて其地勢の能く分ることは私はそれを承認します、承認しますが、此線ばかりは少し斷言が過ぎると思ふ、どうもまだ私は安心がならぬ、そこでさう云ふ次第であるから、委員會に於て私が若し決議の時に居つたならば、もう少し調べて御覽なさらぬか、まだ昨年では此工事に掛かるのは十年度と云つて居つた、で前の當局者は所謂普及速成の主義を持つて居つて急に掛かることは惡くはない、私も土佐へは早く鐵道を敷いてやると云ふ考であるから、急ぐは宜しいが、併し何と云つても八年度は一年十萬圓ばかりの豫算であつて、而も專ら測量に從事する、斯う云ふことであるから、今直に鍬を入れなければならぬことでないから、此場合に於て大して費用が掛かるでもなく、大した時を費すのでもない、更にもう一遍あの線を調べて見て「トンネル」を短くすれば、是々へは出られない「トンネル」を長くすれば、斯の如くなつて、工費が斯の如く殖えると云ふことを、具體的に説明があつたならば、私も安心して琴平線に賛成する、今日の場合ではどうもまだ安心して贊成することが出來ない）惜いかな二百五十萬圓無駄に使つてしまう、それよりも輕便鐵道を三四十萬圓で敷いた方が餘ほど宜いではないかと云ふ念慮が私に上ぼる、之を調べて見ると云ふことは委員會で申述べて見たかつたが其間がありませぬで、どなたから御話かあつたから、今私が容辯を費す必要はありませぬが、今兎に角説明しろと云ふ委員長の御話がありましたから、暫く御淸聽を煩した次第であります。

○議長(公爵德川家達君)　他に御發言もないと認めますから、採決を致します、兩案の第二讀會を開く

べしとする諸君の起立を請ひます。

〔起立者　多數〕

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○伯爵柳原義光君　直ちに第二讀會を開かれむことを希望いたします。

○議長（公爵德川家達君）　動議には贊成者を要します。

○伯爵吉井幸藏君　贊成。

〔其他「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　柳原伯爵の直に兩案の二讀會を開くと云ふ説に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　直に兩案の第二讀會を開きます、石丸鐵道院副總裁。

〔政府委員石丸重美君演壇に登る〕

○政府委員（石丸重美君）　先刻古市博士の此線路に付きましての御説明がございましたが、多少此政府の調べと違つて居りまする所もありまするやうでございます、甚だ恐れ入りまするけれども、此處で少し此線路に付きまして御話を申上げて、此眞相を御了承にならむことを願ふ次第で、今回政府案と致しまして此琴平、山田間の新線を出しましたのは、是は鐵道敷設法案の出來ました當初に於きまして、第一番に豫定線より繰入れられて居ります香川縣下琴平より高知縣下高知を經て須崎に至る、斯う云ふ敷設法案の鐵道に規定せられて居りました次第であります、其線路を政府は是なりと致しまして、今般敷設法を改正を致しまして、此線路を出しました次第でございます、其地形と經濟に付きましては、豫て鐵道院當局に於きまして詳細調査を致しました次第で、都合違ひました組を以ちまして器械を入れまして調査いたしましたことは、前後三回でございます、尙ほ其外に比較踏査を致しまして、又其線の調査を詳しくしたこともございました、彼れ此れ四回の調査を經て居る線路でございます、其上昨年政府案と致しまして、此曼陀線及興入線と云ふもの丶比較調査が……綿密なる比較調査が鐵道院に出來まして、それが昨年議會に出まして、其觀音寺線の方は否決になりました次第でございます、今回是に付きましては豫て昨年の議會に於きまして古市博士の特なる御註文がございまして、十分に調査を作直して見てさうして尙ほ此勾配等に付ての自分の考は斯うであると云ふ其御考もございましたから、當局に於きましてはそれには十分の注意を致しまして調べた次第でございます、但し此器械を入れて現場に參りまして、此線路を測量すると云ふことは、既に唯今の鐵道院當局に於きましては其必要を認めないのでございます、それは或は左右に少し寄るとか云ふことはそれは出來ませうが、大體に於きまして此線路の地形を唯今調べてあるより、より以上非常に違ふ地形に引き直すと云ふことは、到底現狀に於て出來ぬと確信いたしました次第でございます、それで昨年調べました所の其材料を少しも變化を致しませずして其材料に依りまして机の上で尙ほ綿密に調査いたしました、其結果を見まするとに云ふと、既に昨年調べてあるものに於て明かに此優劣が見えまする、それを申上げまするとに、此地形に於きまして既に優劣が明になつて居るのであります、琴平、池田間は長さが實測哩が十七哩七十五鎖になつて居ります、海面上の高さが千二十八呎「コンマ」二でございます、最急勾配が四十分の一になつて居る曲線の最小圓徑なるものが十五鎖であります、それから曲線一哩平均の總數の角度の締め高七十九度二十分でございます、それから線路の抵抗力でございます、是が一番吾々技術者と致しましては重きを置くのでございます、是が一噸に付きましての抵抗力が二十三「コンマ」一九一八一でございます、それから是に依りまして此曲線とそれから勾配、水平とそれから直線に換算いたしましたる所の其線路の長さが五十四哩六十五鎖になつて居ります、是は實測哩十七哩七十五鎖と云ふものを此直線と水平に直しまするとに、五十四哩六十五鎖になつたのでございます、依つて其延長率なるものが三「コンマ」一一二一、斯う云ふことになります、それで是は觀音寺より池田に至りまする線、即ち曼陀線と稱しまする線に比較しまするとに距離……實測哩に於きましては十七哩三十鎖になつたのであります、昨年の比較は觀音寺、池田間と云ふことになつて居りましたが、實際に於きましては此豐浦と云ふ所から分岐して出て居りますのでございます、さうして此總てのことは豐浦から比較になつて居りますから、公平を缺いて居る、それ故に觀音寺、池田と云ひますと、十七哩三十鎖になるのでございます、是を琴平、池田間に較べますと、距離に於きまして僅に四十五鎖だけ違ふのでございます、それから此海面上の高さが八百六十六呎「コンマ」の七七でございます、最急勾配が四十分の一、曲線の最小圓徑が十五鎖、それから直線一哩總數の曲度が八十度四十七分、それから平均抵抗力は二十六「コンマ」四七四九と、斯うなります、先刻古市博士の御話の中に此延長率が云々と云ふ御讀み立てになりましたのは、ちよつと私には分りませぬが、多分是を仰せられたのではなからうかと思ひます、數字がちよつと似て居りますから……是でございますれば是は抵抗力でございまして、此抵抗力の多い方が線路が惡いのでございます、それから此の觀音寺線なるものは二十六「コンマ」何々と云ふのでございます、それから琴平線は二十三「コンマ」何々と云ふことになりまするので、それで是を水平直線に換算いたしまする所の其哩數を見まするとに、五十八哩八十二鎖、斯う云ふことになるので、さう致しまするとに此實際營業を致しまして同じ「コンジション」……有樣に導きましてさうして比較した長さに於きまして、丁度四哩幾らの差が出て參りまするのでございます、それから延長率が三「コンマ」四でございます、即ち此の延長率も觀音寺線の方が少し多いのであります、斯く申して參りますと、此表の上に現はれまする所の地形の有樣に於きましては、海面上の高さが一方が高い、斯う云ふことになります、此海面上の高さに付ての問題は是は其出發點を同じく取りませぬと、同じ高さのことが論ぜられませぬ、それで此昨年の比較を致して居りまするのは、一方は既成琴平驛より池田に參りますもの、一方は既成豐濱より池田に參りますもの丶比較になつて居りますから、それ故に其海面上の高さなるものと、琴平の高さと云ふものは引いて置きまして、比較を致しませぬと、公平な比較が出來ませぬ、それで比較を致しまするとに、海面上の高さが高い故に地形が惡いと云ふことの結論には參りませぬのでございます、是が其地形の昨年の通り動かしませぬ所の地形でございます、古市博士の特なる御註文に依りまして、此多度津を起點に致しまして、調査いたしたものがございます、それは今年急に作りましたのでございます、それを見まするとに、此多度津を起點に致しますると、多度津より琴平に參りますのに、既に海面より百何呎と云ふ觀音寺に較べて高くなります故に一方觀音寺線と云ふものに較べますと、此抵抗力と云ふものが、觀音寺線の方が減つて參ります次第で併ながら距離に於て差が起きまする故に、矢張り其地形に於きましては此觀音寺線の方が、換算哩に於て八哩と七十三鎖だけ長くなる、斯う云ふことになるのでございます、此八哩七十三鎖乃至四哩幾らと申しますものは、將來營業いたしました後に時間に非常な關係を及ぼし、尙ほ色々なことにも關係を及ぼすのでございますが、それは先づ申上げないことに致して、地形だけ唯今の所では申上げることに致します、是がざつと致しました詰り地形に於て琴平線が觀音寺線に優つて居ると云ふことでございます然らば此地形なるものは、唯數字で現はれたもので判斷するかと申しますれば、是は又さう行かないで唯隧道がどつちが長い、橋がどつちが長い、どう云ふ嶮しい所を通るかと云ふ問題が起きて參りますが要しますのに此問題は總て平均抵抗力で解決が出來るので、幾ら隧道が長くても、幾ら橋が多くても、幾ら谷を廻りましても、抵抗力の少ない線路が比較いたしまして良くなります、即ち此水平直線に換算いたしました所の、其長さが、短い方が良い、斯う云ふことになります、それから今度は此線路に付きましての經濟でございますが、是が即ち觀音寺線の方は琴平線に對しまして二百幾十萬だけ安い、安いが故に是が良い、斯う云ふまあ結論に昨年はなつて居りますが、是は二百五十萬圓安いのにも拘りませず、此琴平線と云ふもの丶利益と云ふものが、觀音寺線に較べましてずつと宜しいのでございます、是は既に諄々しく申上げることもございませぬが、唯利益だけちよつと申上げませぬと、話が明かでございませぬが、琴平、池田間は建設費に於きまして約六百三十八萬圓でございます、それから豐濱、池田間の豫算では觀音寺から出ますれば三哩幾らかの差になるかも知れませぬが、豐濱から分岐いたしますから豐濱、池田間の豫算に致しまして、是は約三百八十八萬圓でございます、それから此琴平、池田間の資本建設費に對しまする所の鐵道純益なるものは一朱五厘六毛でございます、曼陀線と稱します方に出ます所の純益が一朱八毛でございます、それから鐵道利用者の利益が、前者は二分四毛、後者は一分九厘一毛、資本に對する總益の割合は三朱六厘、後者は二朱九厘九毛、斯う云ふ割が出まする、是は詰

り琴平線の方が旅客も多いし、尙ほ貨物の集散が多いと云ふことが分るのでございます、それ故に地形は此抵抗力に於て既に一方は二十三、一方は二十六と其處に三の抵抗力の差がありまして、尙ほ營業いたしましてそれに來たりまする旅客、貨物の調べに於きましては、既に斯の如き差が出て居るのでございます、是は若し此多度津を起點に致しまして、變方の地形、經濟を論ずるやうになりまするど、多度津より琴平に至ります此參詣者の利益を琴平線に入れて勘定いたしましたならば、此線は一割以上の利益のある線と、斯う云ふことになります次第で、是が今の經濟の關係でございまして、それから尙ほ本年此委員會に於きまして古市博士の御註文で此の觀音寺線の方の隧道をま少し短くは出來ないか、それは約二十米突則ち六十六呎上の方に行つてさうして何とか短くして顏を突出して、觀音寺の方に紆餘屈曲して勾配は何とか取れまいかと云ふ御話がございましたがそれは到底出來ませぬと斷言いたしましたのでございます、何故なれば唯今の線ですから八百幾らと云ふ高さに向つて居ります、其規準の高さを尙ほ六十六呎高めて、さうして勾配を取ると云ふ事は、到底それに應ずるだけの長さを、此觀音寺線の方に向つて按排すると云ふことは、到底地形に於て許しませぬ、外に小さい谷でも澤山ある所ならば兎も角も、事實に於てそれは私の考へる力に於ては、今の所に於ては出來ないと斷言いたす外は仕方がない、斯う云ふことを申上げた次第で、是は機械を入れましても到底滿足なる勾配を得て、隧道を短くすることは到底出來ないと思つて居ります、然るに此琴平線の方は是は成る程隧道の長さは二哩半以上ございまするが、併し中の線路の勾配も宜しうございますし、從つて換算いたしました所の延長率も少なくなつて來て居るやうな次第でございます、幾ら隧道が長くなりましても、又勾配が幾ら四十分の一がありましても、其善し惡しを判斷いたします所の此延長率及抵抗力と云ふものは現に此處に出て居ります、是は唯見た時に隧道が長い短い、橋が長く短いと云ふがげで見て居りますが、結局點に至りますと斯う云ふ方が宜しい、斯う云ふことになります次第であります、それから時間のことに付きまして、此線路は元來局部線と致しまして之を比較いたしますればそれは僅か二十哩足らずの所に、どつちの鐵道を選ぶかと云ふことになりますれば、それは二百五十萬圓安い方を選びまするが、是は局部線ではございませぬ、四國の所謂橫斷線、四國の眞中を突切つて、南街道から北街道を結付けて、尙ほ之を既成山陽線に依つて大阪若くは東京に行くと云ふ、一つの鐵道網の大切なる所の是系絡になつて居る線路でございます、それ故に此二百五十萬圓なるものは、之を須崎、琴平に割當てますれば、僅か一哩に致しまして一萬足らずのものでございまして、さうして永久此營業費に於て得をする、斯う云ふことになります、尙ほ無形の時間に於て得を致しまする ことが、あつて唯普通の速力を以て行くことにして比較して見ますると、觀音寺の線を通りまする方は丁度十八分乃至二十分、多度津に出まするのに遲ひます、琴平線の方はそれだけ早く著くと、斯う云ふことになりまするので、之れに付きましてはまだ色々な細かい材料もございまするが、餘り申上げる必要も無いやうでございまするから、是だけ申上げて置きまするが今の技術上の問題に付きまして、唯今御聽きに達しましたより外に、まだ技術家と致しましては申上げたいやうに思ふこともございますが、是は餘り細かくなりまして、此處で御清聽を煩はすのは誠に恐れ多い次第と思ひますから、是は略しますが、斯の如き次第でございまして、此調査に於きましては十分私は盡して居ると存じて居ります、併ながら委員會の席に於きまして、先輩古市博士より懇々、愈愈やる時には今一度調べたら宜からうと云ふことを御言づけもございましたから、それは私は服膺いたしまして、尙ほ其實測に於きましては自分が自ら參りまして、さうして能く是は調べる積りで居ります斯樣な次第でございまして、此調査と及其算盤に於きましては、誤りが無いやうに思ひまするで、其ことをちよつと御說明旁々申上げて置く次第でございます、さつき古市博士の仰せられました延長率と云ふものは、どうも餘程私考へまするが、さう云ふ數が出ませぬのでございますが、或は抵抗力の御間違ひではなからうかと唯思ひまする次第で、後刻何れ敎を乞ふことに致したいと思ひます、甚だ……

○議長（公爵德川家達君） 兩案とも全部を問題に供します、全部原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○伯爵柳原義光君 直ちに第三讀會を開かれんことを希望致します。

○子爵西大路吉光君 贊成。

○議長（公爵德川家達君） 直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 兩案とも第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 日程第十六、北海道舊土人保護法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

北海道舊土人保護法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月一日

右特別委員副委員長
伯爵清棲家教

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵清棲家教君演壇に登る〕

○伯爵清棲家教君 本日は該法案の委員長が缺席でございますから、私より申上げます、極く成るべく簡單に申上げやうと存じます、北海道舊土人保護法と云ふものは、現行法として施行されて居るのでございます、此度提出になりました理由は、本議場に於きまして當局大臣より、御說明になつたと同樣のことを、委員會に於きましても政府委員より御說明になりましたことでありますから、私は重ねて申上げることは差控へます、又此法案に付きまして豫算に牽聯をして居ります、此點も豫算に關係のことは私より申上げることは差控へます、要するに此法案は現行法に於きまして僅かな缺點がございますが爲に改正案として提出されまして即ち舊土人が一萬八千人程居るさうでございます、是等の土人は誠に知識に於きまして幼稚でありまするが爲に、病氣又は傷を致しましても相當の治療を施さない、故に現行法に於きましては病氣をした時には相當の治療をすることになつて居りまするが、此度の此改正案に於きまして、傷をした者までにも相當なる保護をしてやると云ふ、即ち此傷をした者と云ふだけが、此改正案の要旨でございます、委員會は二回開きましたが、全會一致を以て可決すべきものと議了した次第でございます、此段御報告申上げます、尙ほ前申上げましたやうな簡單な御案でございますから、望むらくは讀會を省略せられまして、決議あらむことを望みます。

○議長（公爵德川家達君） 本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を乞ひます。

起立者 多數

○議長（公爵德川家達君） 過半數と認めます。

○伯爵清棲家教君 直に第二讀會を開かれんことを望みます。

○侯爵細川護立君 贊成。

○議長（公爵德川家達君） 直に第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 全部を問題に供します、全部原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○伯爵清棲家教君 直に第三讀會を開かれんことを望みます。

○侯爵細川護立君 贊成。

○議長（公爵德川家達君） 直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 日程第十七、利息制限法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會。

利息制限法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正八年三月四日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

利息制限法中改正法律案

利息制限法中左ノ通改正ス

第二條中「元金百圓以下ハ一ケ年ニ付百分ノ二十（二割）百圓以上千圓以下百分ノ十五（一割五分）千圓以上百分ノ十二（一割二分）以下トス」ヲ「

元金百圓未滿ハ一ケ年ニ付百分ノ十五（一割五分）百圓以上千圓未滿ハ百分ノ十二（一割二分）千圓以上百分ノ十（一割）以下トス」ニ改ム

○議長（公爵德川家達君）特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

利息制限法中改正法律案特別委員

伯爵副島　道正君　子爵外山　光輔君
子爵京極　高備君　淺田　德則君
男爵横山　隆俊君　男爵二條　正麿君
加太　邦憲君　大谷嘉兵衞君
藤本　閑作君

○議長（公爵德川家達君）日程第十八、未成年者飲酒取締法案、衆議院提出、第一讀會。

未成年者飲酒取締法案

右本院提出案及發付候也

大正八年三月四日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

未成年者飲酒取締法

第一條　未成年者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

未成年者其ノ自用ニ供スル爲酒類及器具ヲ所持スルトキハ行政ノ處分ヲ以テ之ヲ沒收ス

第二條　營業上酒類ヲ供給スル者ハ未成年者ニ酒類ヲ飲用セシメ又ハ其ノ自用ニ供スルコトヲ知リテ之ヲ販賣若ハ給與スルコトヲ得ス

第三條　前條ニ違反シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第四條　營業上酒類ヲ供給スル者ハ家族、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ未成年者ニ酒類ヲ飲用セシメ又ハ其ノ自用ニ供スルコトヲ知リテ之ヲ販賣若ハ給與シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第五條　營業上酒類ヲ供給スル者ニシテ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六條　法人ノ代表者其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附　則

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○議長（公爵德川家達君）特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

未成年者飲酒取締法案特別委員

伯爵小笠原長幹君　子爵今城　定政君
子爵大浦　兼一君　小野田元凞君
三宅　秀君　岡田　文次君
鎌田　榮吉君　星島謹一郎君
竹村與右衞門君

○議長（公爵德川家達君）日程第十九より第二十六まで請願會議。

〔左の意見書案は朗讀を經さるも參照のため茲に掲錄す以下之に倣ふ〕

意見書案

釧路相生間鐵道敷設の件

北海道網走郡美幌村平民農甲斐孫七郎外四百七十七名呈出

右の請願は北見國相生より釧路國釧路港に至る地方は網走阿寒兩川の流域にして面積廣大、地味肥沃、林產鑛產に富み風光明媚にして移民遊客の來往多きを以て兩地を連絡する鐵道を敷設するは是等の富源を開發する所以なるのみならす網走釧路間の距離を短縮し且近く敷設せらるへき美幌相生間輕便鐵道の効果を完うせしむるものなるを以て速に同鐵道を敷設せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

熊阪信號所を停車場に變更の件

福井縣坂井郡坪江村平民農山本庄右衞門外四百十九名呈出

右の請願は北陸本線細呂木驛と大聖寺驛との中間に在る熊阪信號所は待避線の設備を有するを以て之を停車場に變更せらるるに於ては附近に於ける豐富なる海陸の天產物の利用を增し多數の學校生徒に通學の便を與へ其の他吉崎御坊に參詣する者の利を圖る等大に地方の利便を進むるを以て同信號所を停車場に變更せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

三刀屋郵便局に電信開始の件

島根縣飯石郡三刀屋村平民商南京正三郎外十五名呈出

右の請願は島根縣飯石郡三刀屋村は松江より廣島に至る衝路に當り人家多く車馬の來往頻繁にして郡内に於ける產物の集散場なり然るに村內郵便局には電信事務の取扱なく該事務は遠隔なる大原郡木次局の管轄に屬し斐伊川出水の際は交通屢杜絶し村民の不便一方ならさるを以て三刀屋郵便局に電信事務を開始せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

軍人恩給法中改正の件

栃木縣宇都宮市西塙田町平民無職業陸軍步兵中佐石井良吉外五名呈出

靜岡縣駿東郡沼津町無職業陸軍步兵中佐山田軍郎外一名呈出

東京府豐多摩郡澁谷町士族陸軍步兵中佐非坂鑿外十一名呈出

右の請願は軍人恩給法は數度の改正を經て殆と公平を得たるも尚明治二十三年勅令第二十四號に依り特に官等を進められたる者にして其の官等に相當する恩給を得さるは文官退職の場合若は近來陸海軍人の現役を去る場合に以て優遇の方法を採らるるに比し權衡を失するを於て彼此厚薄の差なきやう同法を改正せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

養殖事業獎勵に關する件

靜岡縣磐田郡中泉町平民農川島瀧藏外五名呈出

右の請願は我國には養殖事業に適する干潟、池沼汐溜等多きに拘らす斯業の發達せさるは天然資源の開發上遺憾なるを以て政府に於て適地を調査し利用方法を指導し事業經營者に對しては補助金を交付する等之を獎勵せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

水產試驗場設置の件

靜岡縣磐田郡中泉町平民農川島瀧藏外五名呈出

右の請願は水產の試驗に關しては水產講習所及府縣立水產試驗場に於て其の一部を行ふと雖互に連絡を闕くか爲試驗方法の統一なく且經費不足にして其の成績佳良ならさるは遺憾なるを以て海面の狀況に依り各國を數區に分畫し各區に國立水產試驗場を設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の件

愛知縣名古屋市中區櫃三藏町五丁目退役陸軍步兵少尉加藤光春外三十五名呈出

右の請願は大正六年法律第六號を以て軍人恩給法を改正して恩給を受くるの事由か明治四十四年三月以前に生したると同年四月以後に生したるとに依り支給額を異にするの不公平を除去せられたるも尚扶助料は大正九年分より退職恩給又は免除恩給は同十一年分より初て增加せられたる金額を給せらるるは物價暴騰せる今日に於て受領權利者の甚苦痛とする所なるを以て大正八年一月より十二

月迄の分より附加せられたる金額を支給せらるるやう同法附則第五項及第六項を改正せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

稚内築港の件

北海道宗谷郡稚内町商藤野和平外百六十五名呈出

右の請願は北海道稚内港は將に成らむとする宗谷天鹽兩線鐵道の完成を俟ちて海陸運送の中樞たらむとす而して同港の修築は曩に北海道拓殖計畫の一部として企圖せられたるに後又同道鐵道速成の犧牲に供せられ廢棄せられたるは交道上並國防上甚遺憾なるを以て速に同港の修築を決定し工事に著手せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

○議長（公爵德川家達君）　何れも請願委員長の報告通りで御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議なしと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　次の議事日程は決定次第御通知に及びます、本日は是にて散會。

午後零時二十一分散會

○大正八年三月十日（月曜日）

午前十時九分開議

議事日程　第十六號

第一　伯爵奧平昌恭君、三木與吉郎君請暇の件

第二　請願委員長報告

第三　衆議院議員選擧法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第四　大正六年法律第六號中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第五　史蹟名勝天然紀念物保存法案（侯爵德川賴倫君外六名發議）　第一讀會

第六　工業原料植物研究所設置に關する建議案（侯爵德川賴倫君外六名發議）　會議

第七　下關港修築の請願　會議

第八　喫煙取締法制定の請願　會議

第九　八戸町より久慈町を經て野田村に達する輕便鐵道敷設の請願　會議

第十　天鹽線を稚内より起工速成の請願　會議

第十一　大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の請願　會議

第十二　帝國在鄕軍人會國庫補助の請願　會議

○議長（公爵德川家達君）　是より報告を致させます

〔岡書記官朗讀〕

去る七日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

事業公債金特別會計法案

臨時國庫證券法中改正法律案

朝鮮事業公債法中改正法律案

臺灣事業公債法中改正法律案

造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案

鐵道敷設法中改正法律案

北海道鐵道敷設法中改正法律案

北海道舊土人保護法中改正法律案

同日本院に於て採擇すへきものと議決したる釧路相生間鐵道敷設の請願外七件の請願は各意見書を附し即日之を政府に送付せり

同日請願委員長より左の報告書を提出せり

請願委員會特別報告第五號

一昨八日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

精神病院法案外二件特別委員會

委員長　侯爵花山院親家君

副委員長　北里柴三郎君

同日議員侯爵德川賴倫君外六名より六十九名の贊成を以て左の法律案を發議せり

史蹟名勝天然紀念物保存法案

同日議員侯爵德川賴倫君外六名より四十五名の贊成を以て工業原料植物研究所設置に關する建議案を發議せり

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

衆議院議員選擧法中改正法律案

○議長（公爵德川家達君）　是より會議を開きます、去る七日本院議員三島子爵の薨去の報に接しました洵に痛惜の至りに堪へませぬ、依つて弔辭を贈りたいと存じます、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第一、伯爵奧平昌恭君、三木與吉郎君請願の件、奧平伯爵病氣に付き十一日間の請暇でございます、許可いたして御異存ございませぬか

〔「異議なしと」呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、此際諸君に申上げます、三木君の請暇は申出を取消されましたから、議事日程から削除いたします。

○議長（公爵德川家達君）　日程第二、請願委員長報告、細川侯爵。

〔侯爵細川護立君演壇に登る〕

○侯爵細川護立君　前回御報告申上げました後、即ち二月九日より三月八日まで委員會四回、分科會十七回開きました、請願文書表の報告及特別報告は各々四回でございます、請願書の受領件數が百六十七件、二百六十九通、同じく連署人名數が一萬六千九十名でございます、審査の經過及結果を申上げますれば、第一回報告の際に文書表に掲載いたしましたものゝ内、審査未了のもの五十七件、九十一通、第一回報告後請願文書表に掲載しました數が百四十六件二百十四通、合計二百三件、三百五通、此内院議に付すべしと決議いたしたものが三十六件、六十五通、院議に付するを要せずと議決いたしたものが三十七件、五十通、審査未了のもの百三十件、百九十通、請願文書表に未だ掲載いたしませぬものが三十七件、八十七通でございます、尚ほ請願文書を御紹介の御方は成るべく今月十五日までに願ひたいと存じます、此段申上げます。

○議長（公爵德川家達君）　唯今議長が申し落しましたが、三島子爵の薨去の結果、豫算委員に缺員を生じました、第四部に於て其補闕選擧を速かに行はれむことを望みます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第三、衆議院議員選擧法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、本日も通牒文の朗讀は省略いたしたいと存じます、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます

〔左の送付文及議案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

衆議院議員選擧法中改正法律案

右政府提出案本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月八日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

衆議院議員選擧法中改正法律案

（行間空なきもの及*印は衆議院の修正文、——は同削除の符號なり）

衆議院議員選擧法中左ノ通改正ス

第三條中「町村ノ事務ノ全部」ノ下ニ「又ハ役場事務」ヲ加フ

第五條　削除

第六條　郡市長ハ選擧長トナリ選擧會ニ關スル事務ヲ擔任ス

一　選擧區數郡市ニ渉ルトキハ地方長官ハ關係郡市長ノ一人ヲシテ選擧長タラシムヘシ

第八條第二號及第三號ヲ左ノ如ク改ム

二　選擧人名簿調製ノ期日迄引續キ滿六箇月以上同一選擧區内ニ住所ヲ有スル者

三　選擧人名簿調製ノ期日迄引續キ滿一年以上直接國稅三圓以上ヲ納ムル者

家督相續ニ依リ財産ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ財産ニ付被相續人ノ爲シタル納稅ヲ以テ其ノ者ノ爲シタル納稅ト看做ス

第九條中「年限」ヲ「期間」ニ改ム

第十一條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三　六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四　六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

政府ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、役員及支配人ハ被選擧權ヲ有セス

前項ノ役員トハ發起人、取締役、監査役及之ニ準スヘキ者並清算人ヲ謂フ

＊第十四條中「選擧區內」ヲ「關係郡市內」ニ改ム

第十八條中「生年月」ヲ「生年月日」ニ改ム

第三十四條中「投票簿ニ捺印シ」ヲ削ル

第四十二條　投票管理者ハ一名又ハ數名ノ投票立會人ト共ニ町村ノ投票區又ハ郡ト合セテ選擧區ヲ爲ス市ノ投票區ニ於テハ投票ノ翌日迄ニ、其ノ他ノ投票區ニ於テハ投票ノ當日投票函、投票錄及選擧人名簿ヲ選擧長ニ送致スヘシ

第四十三條中「開票」ヲ「選擧會」ニ改ム

第四十四條中「選擧長ニ」ヲ「選擧長ヲ經テ地方長官ニ」ニ、「選擧長ハ」ヲ「地方長官ハ」ニ改ム

第五十條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ投票管理者ハ投票所ノ秩序ヲ紊ルノ虞ナシト認ムル場合ニ於テ投票ヲ爲サシムルヲ妨ケス

第六章　選擧會

第五十一條　選擧會ハ選擧長ノ屬スル郡市役所又ハ地方長官ノ許可ヲ得テ選擧長ノ指定シタル場所ニ之ヲ開ク

第五十二條　選擧長ハ豫メ選擧會ノ場所及日時ヲ告示スヘシ

第五十三條　地方長官ハ各選擧區內ニ於ケル選擧人中ヨリ三名以上七名以下ノ選擧立會人ヲ選任シ選擧會ノ期日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ本人ニ通知シ選擧會ニ參會セシムヘシ

選擧立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第五十四條　選擧長ハ總テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日ノ翌日選擧會ヲ開キ選擧立會人立會ノ上投票函ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘシ

第五十五條中「開票管理者」ヲ「選擧長」ニ、「開票立會人」ヲ「選擧立會人」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

一選擧區數郡市ニ涉ルトキハ各郡市別ニ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第五十六條　選擧人ハ其ノ選擧會ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第五十七條中「開票立會人」ヲ「選擧立會人」ニ、「開票管理者」ヲ「選擧長」ニ改ム

投票ノ效力ハ選擧立會人ノ意見ヲ聽キ選擧長之ヲ決定スヘシ

第五十八條ニ左ノ二號及一項ヲ加フ

六　被選擧人ノ氏名ヲ自書セサルモノ

七　衆議院議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

前項第七號ノ規定ハ第七十四條又ハ第七十八條ノ規定ニ依ル選擧ノ場合ニ限リ之ヲ適用ス

第五十九條中「開票管理者」ヲ「選擧長ニ」改メ左ノ一項ヲ加フ

ム

一選擧區數郡市ニ涉ルトキハ各郡市別ニ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第六十條　選擧長ハ選擧錄ヲ作リ選擧會ニ關スル顚末ヲ記載シ選擧立會人ト共ニ署名シ投票錄ト併セテ議員ノ任期間之ヲ保存スヘシ

選擧ノ一部無效トナリ更ニ選擧ヲ行ヒタル場合ニ於ケル選擧會ニ於テハ其ノ投票ノ效力ヲ決定スヘシ

第六十一條　削除

第六十二條中「開票」ヲ「選擧會」ニ改ム

第六十三條中「開票所」ヲ「選擧會場」ニ改ム

第七章　削除

第六十四條　削除

第六十五條　削除

第六十六條　削除

第六十七條　削除

第六十八條　削除

第六十九條　削除

第七十條第二項乃至第五項ヲ左ノ如ク改ム

當選人ヲ定ムルニ當リ得票數同シキトキハ年齡多キ者ヲ取リ年齡モ亦同シキトキハ選擧會ニ於テ選擧長抽籤シテ之ヲ定ム

選擧訴訟若ハ當選訴訟ノ結果更ニ選擧ヲ行フコトナクシテ當選人ノ定ムヘキ場合ニ於テハ選擧會ヲ開キ之ヲ定ムヘシ

當選人當選ヲ辭シタルトキ、死亡者ナルトキ又ハ選擧ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當選無效トナリタルトキ其ノ當選人第二項ノ規定ニ依リ當選人トナリタル者ナル場合ニ於テハ選擧會ヲ開キ其ノ規定ノ適用ヲ受ケタル他ノ得票者ニ就キ當選人ヲ定ムヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ第五十四條第五十五條第五十七條乃至第五十九條○第六十一條○ノ規定ヲ適用セス

第七十一條　當選人ノ定マリタルトキハ選擧長ハ直ニ當選人ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ當選人ノ氏名、得票數及選擧人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數其ノ他選擧ノ顚末ヲ地方長官ニ報告スヘシ

當選人ナキトキ又ハ當選人議員ノ定數ニ達セサルトキハ選擧長ハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スヘシ

第七十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

選擧長第一項ノ規定ニ依ル屆出ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スヘシ

第七十四條　左ニ揭クル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ更ニ選擧ヲ行フコトナクシテ當選人ヲ定メ得ルトキ又ハ左ニ揭クル其ノ他ノ事由ニ依リ若ハ第七十八條第四項ノ規定ニ依リ選擧ノ期日ヲ告示シタルトキヲ除クノ外地方長官ハ選擧ノ期日ヲ定メ豫メ之ヲ告示シ更ニ選擧ヲ行ハシムヘシ

一　當選人ナキトキ又ハ當選人議員ノ定數ニ達セサルトキ

二　當選人當選ヲ辭シタルトキ又ハ死亡者ナルトキ

三　選擧訴訟若ハ當選訴訟ノ結果ニ依リ當選人ナキニ至リ又ハ當選人議員ノ定數ニ達セサルニ至リタルトキ

四　當選人選擧ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當選無效トナリタルトキ

選擧訴訟若ハ當選訴訟ノ出訴期間ハ前項ノ規定ニ依ル選擧ヲ行フコトヲ得ス其ノ出訴アリタル場合ニ於テ訴訟繫屬中亦同シ

第七十八條　議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ內務大臣ハ地方長官ニ其ノ補闕ノ手續ヲ爲スヘキ旨ヲ命スヘシ

地方長官ハ第七十四條ノ規定ニ依リ選擧ノ期日ヲ告示シタルトキヲ除クノ外前項ノ規定ニ依ル命ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內ニ補闕選擧ヲ行ハシムヘシ但シ第七十條第二項ノ規定ニ依リ當選人トナリタル議員闕員トナリタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ選擧長ニ通知スヘシ

選擧長ハ前項但書ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內ニ第七十條第四項及第五項ノ規定ヲ準用シ當選人ヲ定ムヘシ

補闕選擧ノ期日ハ地方長官豫メ之ヲ告示スヘシ

第七十四條第二項ノ規定ハ補闕選擧ニ之ヲ準用ス

第八十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

當選訴訟ノ裁判確定前當選人死亡シタルトキハ檢事ヲ被告トス

第八十四條ニ左ノ一項ヲ加ヘ之ヲ第一項トス

選擧訴訟若ハ當選訴訟ノ出訴アリタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ內務大臣ニ通知スヘシ訴訟ノ繫屬セサルニ至リタルトキ亦同シ

第八十六條中「十圓以上五十圓以下ノ罰金」ヲ「五十圓以下ノ罰金」ニ改ム

第八十七條　左ノ各號ニ揭クル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選擧人又ハ選擧運動者ニ對シ金錢、物品、手形其ノ他ノ財產上ノ利益又ハ公私ノ職務ノ供與若ハ其ノ供與ノ約束ヲ爲シ又ハ其ノ供與ノ申込ヲ爲シタルトキ

二　議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選擧人又ハ選擧運動者ニ對シ酒食、遊覽等其ノ方法及名義ノ何タルヲ問ハス饗應接待若ハ其ノ饗應接待ノ約束ヲ爲シ又其ノ饗應接待ノ申込ヲ爲シタルトキ

三　議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選擧人ニ對シ投票所ニ往復スル爲ノ船車馬ノ類ノ供給旅費休泊料ノ類ノ代辨若ハ其ノ供給代辨ノ約束ヲ爲シ又ハ其ノ供給代辨ノ申込ヲ爲シタルトキ

四　議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選擧人若ハ選擧運動者又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他利害ノ關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ

五　議員候補者若ハ選擧運動者カ投票ヲ爲サシメサル目的ヲ以テ又ハ選擧運動者カ議員候補者ノ爲ニ投票ヲ爲サシムル目的ヲ以テ第一號乃至第三號ノ供與饗應招待供給代辨若ハ其ノ約束ヲ爲シ又ハ第一號乃至第三號ノ申込若ハ前號ノ誘導ヲ爲シタルトキ

六　議員候補者又ハ選擧運動者カ議員候補者ヲ

シテ議員候補者タルコトヲ止メシメ又ハ選擧運動者ヲシテ選擧運動ヲ止メシムル目的ヲ以テ其ノ者ニ對シ第一號ノ供與其ノ供與ノ約束若ハ其ノ供與ノ申込ヲ爲シタルトキ又ハ其ノ者若ハ其ノ者ニ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他利害ノ關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ

七　投票ヲ爲シ若ハ爲ササルコト議員候補者タルコトヲ止メタルコト選擧運動ヲ爲シ若ハ止メタルコト又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ議員候補者又ハ選擧運動者カ選擧人、議員候補者又ハ選擧運動者ニ對シ第一號ノ供與若ハ第二號ノ饗應招待、其ノ供與若ハ饗應招待ノ約束又ハ其ノ供與若ハ饗應招待ノ申込ヲ爲シタルトキ

八　第一號乃至第三號前三號ノ供與饗應招待供給代辨ヲ受ケ若ハ要求シ又ハ第一號乃至第三號ノ申込ヲ承諾シ若ハ第四號乃至第六號ノ誘導ニ應シタルトキ

九　第一號乃至前號ニ揭クル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタルトキ

前項ノ場合ニ於テ收受シタル利益ハ之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第八十八條　選擧ニ關シ左ノ各號ニ揭クル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　選擧人、議員候補者又ハ選擧運動者ニ對シ暴行若ハ脅迫ヲ加ヘ又ハ之ヲ拐引シタルトキ

二　選擧人、議員候補者若ハ選擧運動者ノ往來ノ便ヲ妨ケ又ハ詐僞ノ方法ヲ以テ投票若ハ選擧運動ヲ妨ケ、爲サシメ若ハ止メシメタルトキ

三　選擧人、議員候補者若ハ選擧運動者又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他利害ノ關係ヲ利用シテ選擧人、議員候補者又ハ選擧運動者ヲ威逼シタルトキ

第八十九條中「二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

選擧ニ關シ官吏又ハ吏員故意ニ其ノ職務ノ執行ヲ怠リ又ハ職權ヲ濫用シテ選擧ノ自由ヲ妨害シタルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

官吏又ハ吏員其ノ職權ヲ濫用シ選擧人ニ對シ其ノ投票セムトシ又ハ投票シタル被選擧人ノ氏名ノ表示ヲ強要シタルトキハ三月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十條中「開票所」ヲ「選擧會場」ニ、「一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金」ヲ「一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金」ニ、「投票ヲ取出シタル者ノ罰亦前項ニ同シ」ヲ「投票ヲ取出シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十一條中「暴行」ヲ「暴行若ハ脅迫」ニ、「四月以上四年以下ノ輕禁錮」ヲ「四年以下ノ禁錮」ニ改メ「開票管理者、」、「、開票所」及第二項ヲ削ル

第九十二條　多衆聚合シテ第八十八條第一號又ハ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　首魁ハ一年以上七年以下ノ禁錮ニ處ス

二　他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上五年以下ノ禁錮ニ處ス

三　附加隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第八十八條第一號又ハ前條ノ罪ヲ犯ス爲多衆聚合シ當該公務員ヨリ解散ノ命ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍解散セサルトキハ首魁ハ二年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第九十三條中「選擧人、議員候補者及選擧運動者ニシテ」ヲ削リ「二年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上二百圓以下ノ罰金」ヲ「二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金」ニ改ム

第九十四條中「、開票所」ヲ削リ「前條ノ例ニ依リ一等ヲ加フ」ヲ「三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十五條中「十五日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ五圓以上百圓以下ノ罰金」ヲ「六月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金」ニ改ム

第九十六條　演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス第八十七條第八十八條第九十條乃至前條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ人ヲ煽動シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス但シ新聞紙、雜誌ニ在リテハ仍其ノ編輯人及實際編輯ヲ擔當シタル者ヲ罰ス

第九十七條中「六月以下ノ輕禁錮ニ處シ五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十八條　選擧人ニ非サル者投票ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

氏名ヲ詐稱シ其ノ他詐僞ノ方法ヲ以テ投票ヲ爲シタル者又ハ投票ヲ僞造シ若ハ其ノ數ヲ增減シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

選擧事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人又ハ監視者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十九條中「五圓以上五十圓以下ノ罰金」ヲ「五十圓以下ノ罰金」ニ改ム

第百條中「第九十二條第二項」ヲ削ル

第百一條中「選擧ニ關スル犯罪ニ依リ」ヲ「本章ニ揭クル罪ヲ犯シ」ニ改ム

第百二條　本章ニ揭クル罪ヲ犯シタル者ニシテ罰金ノ刑ニ處セラレタルモノニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後五年間、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ終ル迄又ハ刑ノ時效ニ因ル場合ヲ除クノ外刑ノ執行ノ免除ヲ受クル迄ノ間及其ノ後五年間選擧權及被選擧權ヲ有セス禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノニ付其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同シ

前項ノ規定ハ第十一條第三號ノ規定ニ該當スル者ニハ之ヲ適用セス

第百六條　郡長ヲ置カサル地ニ於テハ本法中郡ニ關スル規定ハ島司北海道廳支廳長其ノ他郡長ニ準スヘキ者ノ管轄區域ニ、郡長ニ關スル規定ハ島司北海道廳支廳長其ノ他郡長ニ準スヘキ者ニ、郡役所ニ關スル規定ハ島廳北海道廳支廳其ノ他郡役所ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

市制第六條ノ市又ハ沖繩縣若ハ北海道ノ區ニ於テハ本法中市ニ關スル規定ハ區ニ、市長ニ關スル規定ハ區長ニ、市役所ニ關スル規定ハ區役所ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村長ニ準スヘキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準スヘキ者ニ、町村役場ニ關スル規定ハ町村役場ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

第百七條中「開票管理者、」ヲ削ル

第百十一條　本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

第百十二條　明治十三年第三十六號布告刑法第二編第四章第九節ハ衆議院議員ノ選擧ニ關シテハ之ヲ適用セス

第百十三條　本法ハ東京府小笠原島並北海道廳根室支廳管內占守郡、新知郡、得撫郡及色丹郡ニハ當分ノ內之ヲ施行セス

別表

選擧區		議員數
東京府		
第一區	麴町區　四谷區	一人
第二區	麻布區　赤坂區	一人
第三區	芝區	一人
第四區	京橋區	一人
第五區	日本橋區	一人
第六區	本所區　深川區	三人
第七區	淺草區	二人
第八區	神田區　下谷區	三人
第九區	本鄕區	一人
第十區	小石川區	一人
第十一區	牛込區	一人
第十二區	八王子市	一人
第十三區	豐多摩郡　荏原郡　伊豆七島	三人
第十四區	北豐島郡　南足立郡	二人

第十五區	南葛飾郡	一人
第十六區	南多摩郡 西多摩郡 北多摩郡	二人
京都府		
第一區	上京區	二人
第二區	下京區	二人
第三區	愛宕郡 葛野郡 乙訓郡 紀伊郡	一人
第四區	宇治郡 久世郡 綴喜郡 相樂郡	一人
第五區	南桑田郡 北桑田郡 船井郡	一人
第六區	天田郡 何鹿郡 加佐郡	一人
第七區	與謝郡 中郡 竹野郡 熊野郡	一人
大阪府		
第一區	西區	三人
第二區	東區	二人
第三區	北區	三人
第四區	南區	三人
第五區	堺市	一人
第六區	西成郡 東成郡	二人
第七區	三島郡 豐能郡 北河內郡	二人
第八區	中河內郡	一人
第九區	南河內郡	一人
第十區	泉北郡	一人
第十一區	泉南郡	一人
神奈川縣		
第一區	橫濱市	三人
第二區	橫須賀市	一人
第三區	久良岐郡 橘樹郡 都筑郡	一人
第四區	三浦郡 鎌倉郡	一人
第五區	高座郡 愛甲郡 津久井郡	二人
第六區	中郡	一人
第七區	足柄上郡 足柄下郡	一人
兵庫縣		
第一區	神戶市	三人
第二區	姬路市	一人
第三區	尼崎市	一人
第四區	武庫郡	一人
第五區	川邊郡 有馬郡	一人
第六區	多紀郡 氷上郡	一人
第七區	明石郡 美囊郡	一人
第八區	加古郡 印南郡	一人
第九區	加東郡 多可郡 加西郡	一人
第十區	飾磨郡 神崎郡	一人
第十一區	揖保郡 宍粟郡 赤穗郡 佐用郡	二人
第十二區	城崎郡 美方郡	一人
第十三區	出石郡 養父郡 朝來郡	一人
第十四區	津名郡 三原郡	二人
長崎縣		
第一區	長崎市	一人
第二區	佐世保市	一人
第三區	西彼杵郡 東彼杵郡	二人
第四區	北高來郡 南高來郡	二人
第五區	北松浦郡	一人
第六區	南松浦郡 壹岐郡	一人
第七區	對馬	一人
新潟縣		
第一區	新潟市	一人
第二區	長岡市	一人
第三區	高田市	一人
第四區	西蒲原郡	一人
第五區	北蒲原郡 岩船郡	二人
第六區	東蒲原郡 中蒲原郡	二人
第七區	南蒲原郡 古志郡	二人
第八區	三島郡	一人
第九區	刈羽郡	一人
第十區	北魚沼郡 南魚沼郡	一人
第十一區	中魚沼郡 東頸城郡	一人
第十二區	中頸城郡 西頸城郡	二人
第十三區	佐渡	一人
埼玉縣		
第一區	北足立郡	二人
第二區	入間郡	二人
第三區	比企郡 大里郡	二人
第四區	南埼玉郡 北葛飾郡	二人
第五區	北埼玉郡	一人
第六區	兒玉郡 秩父郡	一人
群馬縣		
第一區	前橋市	一人
第二區	高崎市	一人
第三區	新田郡 山田郡 邑樂郡	二人
第四區	群馬郡 吾妻郡 碓氷郡	二人
第五區	佐波郡 利根郡 勢多郡	二人
第六區	北甘樂郡 多野郡	一人
千葉縣		
第一區	千葉郡	一人
第二區	印旛郡	一人
第三區	東葛飾郡	一人
第四區	香取郡	一人
第五區	海上郡 匝瑳郡	一人
第六區	山武郡 長生郡	二人
第七區	夷隅郡	一人
第八區	市原郡 君津郡	二人
第九區	安房郡	一人
茨城縣		
第一區	水戶市	一人
第二區	東茨城郡	一人
第三區	那珂郡	一人
第四區	久慈郡 多賀郡	二人
第五區	鹿島郡 行方郡	一人
第六區	新治郡	一人
第七區	西茨城郡 眞壁郡	一人
第八區	結城郡 筑波郡	一人
第九區	稻敷郡 北相馬郡	一人
第十區	猿島郡	一人
栃木縣		
第一區	宇都宮市	一人
第二區	河內郡	一人
第三區	芳賀郡	一人
第四區	下都賀郡	二人
第五區	上都賀郡	一人
第六區	安蘇郡 足利郡	一人
第七區	鹽谷郡 那須郡	二人
奈良縣		
第一區	奈良市	一人
第二區	添上郡 山邊郡 生駒郡	一人
第三區	磯城郡 宇陀郡	一人
第四區	北葛城郡 南葛城郡 高市郡	一人
第五區	宇智郡 吉野郡	一人
三重縣		

	第一區	津市	一人
	第二區	四日市市	一人
	第三區	宇治山田市	一人
	第四區	安濃郡 一志郡	一人
	第五區	鈴鹿郡 河藝郡 三重郡	二人
	第六區	員辨郡 桑名郡	一人
	第七區	飯南郡 多氣郡	一人
	第八區	度會郡 志摩郡	一人
	第九區	北牟婁郡 南牟婁郡	一人
	第十區	阿山郡 名賀郡	一人
愛知縣	第一區	名古屋市	三人
	第二區	豐橋市	一人
	第三區	岡崎市	一人
	第四區	愛知郡 西春日井郡	二人
	第五區	東春日井郡	一人
	第六區	丹羽郡 葉栗郡	一人
	第七區	中島郡	一人
	第八區	海部郡	一人
	第九區	知多郡	一人
	第十區	碧海郡	一人
	第十一區	幡豆郡 額田郡 西加茂郡 東加茂郡	二人
	第十二區	北設樂郡 南設樂郡 寶飯郡	一人
	第十三區	渥美郡 八名郡	一人
靜岡縣	第一區	靜岡市	一人
	第二區	濱松市	一人
	第三區	安部郡	一人
	第四區	富士郡 庵原郡	一人
	第五區	駿東郡	一人
	第六區	志太郡	一人
	第七區	榛原郡 小笠郡	二人
	第八區	周智郡 磐田郡	一人
	第九區	濱名郡 引佐郡	二人
	第十區	賀茂郡 田方郡	二人
山梨縣	第一區	甲府市	一人
	*第二區	西山梨郡 東山梨郡	一人
	第二區	西山梨郡 東山梨郡 北巨摩郡 中巨摩郡	二人
	*第三區	北巨摩郡 中巨摩郡	一人
	第四（三）區	東八代郡 西八代郡 南巨摩郡	一人
	第五（四）區	南都留郡 北都留郡	一人
滋賀縣	第一區	大津市	一人
	第二區	滋賀郡 高島郡	一人
	第三區	甲賀郡 野洲郡 栗太郡	一人
	第四區	蒲生郡 神崎郡	一人
	第五區	愛知郡 犬上郡	一人
	第六區	阪田郡 東淺井郡 伊香郡	一人
岐阜縣	第一區	岐阜市	一人
	第二區	大垣市	一人
	第三區	稻葉郡 山縣郡	一人
	第四區	羽島郡 海津郡 養老郡 不破郡 安八郡	二人
	第五區	揖斐郡 本巢郡	一人
	第六區	武儀郡 郡上郡	一人
	第七區	加茂郡 可兒郡	一人
	第八區	土岐郡 惠那郡	一人
	第九區	大野郡 益田郡 吉城郡	一人
長野縣	第一區	長野市	一人
	第二區	松本市	一人
	第三區	上水內郡	一人
	第四區	下水內郡 上高井郡 下高井郡	一人
	第五區	更級郡 埴科郡	一人
	第六區	小縣郡	一人
	第七區	東筑摩郡 西筑摩郡	二人
	第八區	南安曇郡 北安曇郡	一人
	第九區	南佐久郡 北佐久郡	一人
	第十區	諏訪郡	一人
	第十一區	上伊那郡	一人
	第十二區	下伊那郡	一人
宮城縣	第一區	仙臺市	一人
	第二區	宮城郡 名取郡	一人
	第三區	柴田郡 刈田郡 伊具郡 亘理郡	一人
	第四區	黑川郡 加美郡 志田郡 遠田郡	一人
	第五區	玉造郡 栗原郡	一人
	第六區	登米郡 本吉郡	一人
	第七區	桃生郡 牡鹿郡	一人
福島縣	第一區	福島市	一人
	第二區	若松市	一人
	第三區	信夫郡 伊達郡	二人
	第四區	安積郡 安達郡	一人
	第五區	田村郡 石川郡	一人
	第六區	岩瀬郡 東白川郡 西白河郡	一人
	第七區	南會津郡 北會津郡 大沼郡	一人
	第八區	河沼郡 耶麻郡	一人
	第九區	石城郡	一人
	第十區	雙葉郡 相馬郡	一人
巖手縣	第一區	盛岡市	一人
	第二區	巖手郡 紫波郡	一人
	第三區	二戸郡 九戸郡	一人
	第四區	下閉伊郡 上閉伊郡	一人
	第五區	稗貫郡 和賀郡	一人
	第六區	膽澤郡 江刺郡 氣仙郡	一人
	第七區	西磐井郡 東磐井郡	一人
青森縣	第一區	青森市	一人
	第二區	弘前市	一人
	第三區	南津輕郡	一人
	第四區	中津輕郡 西津輕郡	一人
	第五區	東津輕郡 北津輕郡	一人
	第六區	上北郡 下北郡	一人
	第七區	三戸郡	一人
山形縣	第一區	山形市	一人
	第二區	米澤市	一人
	第三區	南村山郡 東村山郡 西村山郡	二人

第四區	東置賜郡 南置賜郡 西置賜郡	一人
第五區	東田川郡 西田川郡 飽海郡	三人
第六區	最上郡 北村山郡	一人
秋田縣		
第一區	秋田市	一人
第二區	南秋田郡	一人
第三區	山本郡	一人
第四區	北秋田郡 鹿角郡	一人
第五區	河邊郡 由利郡	一人
第六區	仙北郡	一人
第七區	平鹿郡 雄勝郡	二人
福井縣		
第一區	福井市	一人
第二區	足羽郡 大野郡 吉田郡 今立郡	二人
第三區	坂井郡	一人
第四區	丹生郡 南條郡	一人
第五區	敦賀郡 三方郡 遠敷郡 大飯郡	一人
石川縣		
第一區	金澤市	一人
第二區	石川郡	一人
第三區	能美郡 江沼郡	一人
第四區	河北郡 羽咋郡 鹿島郡	二人
第五區	鳳至郡 珠洲郡	一人
富山縣		
第一區	富山市	一人
第二區	高岡市	一人
第三區	上新川郡 中新川郡	一人
第四區	下新川郡	一人
第五區	婦負郡 東礪波郡 西礪波郡	二人
第六區	射水郡 氷見郡	一人
鳥取縣		
第一區	鳥取市	一人
第二區	岩美郡 八頭郡	一人
第三區	氣高郡 東伯郡	一人
第四區	西伯郡 日野郡	一人
島根縣		
第一區	松江市	一人
第二區	八束郡 能義郡	一人
第三區	仁多郡 大原郡 飯石郡 簸川郡	二人
第四區	安濃郡 邇摩郡 邑智郡	一人
第五區	那賀郡 美濃郡 鹿足郡	一人
第六區	隱岐	一人
岡山縣		
第一區	岡山市	一人
第二區	御津郡 兒島郡	一人
第三區	上道郡 赤磐郡 和氣郡 邑久郡	二人
第四區	都窪郡 吉備郡	一人
第五區	淺口郡 小田郡 後月郡	二人
第六區	川上郡 上房郡 阿哲郡	一人
第七區	眞庭郡 久米郡	一人
第八區	苫田郡 勝田郡 英田郡	一人
廣島縣		
第一區	廣島市	一人
第二區	吳市	一人
第三區	尾道市	一人
第四區	福山市	一人
第五區	安藝郡	一人
第六區	佐伯郡	一人
第七區	安佐郡 山縣郡 高田郡	二人
第八區	賀茂郡	一人
第九區	豐田郡	一人
第十區	御調郡 世羅郡	一人
第十一區	雙三郡 比婆郡	一人
第十二區	神石郡 甲奴郡 蘆品郡	一人
第十三區	深安郡 沼隈郡	一人
山口縣		
第一區	下關市	一人
第二區	吉敷郡	一人
第三區	佐波郡	一人
第四區	美禰郡 厚狹郡	一人
第五區	阿武郡 大津郡	一人
第六區	豐浦郡	一人
第七區	都濃郡	一人
第八區	熊毛郡 大島郡	一人
第九區	玖珂郡	一人
和歌山縣		
第一區	和歌山市	一人
第二區	海草郡	一人
第三區	伊都郡 那賀郡 有田郡	二人
第四區	日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡	二人
德島縣		
第一區	德島市	一人
第二區	名東郡 勝浦郡	一人
第三區	那賀郡 海部郡	一人
第四區	名西郡 阿波郡 麻植郡	一人
第五區	板野郡	一人
第六區	美馬郡 三好郡	一人
香川縣		
第一區	高松市	一人
第二區	丸龜市	一人
第三區	香川郡 小豆郡	一人
第四區	大川郡 木田郡	一人
第五區	綾歌郡 仲多度郡	二人
第六區	三豐郡	一人
愛媛縣		
第一區	松山市	一人
第二區	溫泉郡 伊豫郡	二人
第三區	越智郡 周桑郡	二人
第四區	新居郡 宇摩郡	一人
第五區	上浮穴郡 喜多郡	一人
第六區	東宇和郡 西宇和郡	一人
第七區	北宇和郡 南宇和郡	一人
高知縣		
第一區	高知市	一人
第二區	土佐郡 吾川郡 長岡郡	二人
第三區	香美郡 安藝郡	一人
第四區	高岡郡	一人
第五區	幡多郡	一人
福岡縣		
第一區	福岡市	一人
第二區	久留米市	一人
第三區	門司市	一人
第四區	小倉市	一人
第五區	若松市	一人

	第六區	八幡市	一人
	第七區	大牟田市	一人
	第八區	早良郡 糸島郡	一人
	第九區	糟屋郡 宗像郡	一人
	第十區	遠賀郡 鞍手郡 嘉穂郡	三人
	第十一區	筑紫郡 朝倉郡	一人
	第十二區	三井郡 浮羽郡	一人
	第十三區	三潴郡	一人
	第十四區	八女郡	一人
	第十五區	山門郡 三池郡	一人
	第十六區	企救郡 田川郡	一人
	第十七區	京都郡 築上郡	一人
大分縣	第一區	大分市	一人
	第二區	大分郡	一人
	第三區	北海部郡 南海部郡	一人
	第四區	大野郡 直入郡	一人
	第五區	玖珠郡 日田郡	一人
	第六區	西國東郡 東國東郡	一人
	第七區	下毛郡 宇佐郡 速見郡	二人
佐賀縣	第一區	佐賀市	一人
	第二區	佐賀郡	一人
	第三區	神埼郡 三養基郡	一人
	第四區	小城郡 杵島郡 藤津郡	二人
	第五區	東松浦郡 西松浦郡	一人
熊本縣	第一區	熊本市	一人
	第二區	飽託郡	一人
	第三區	玉名郡	一人
	第四區	鹿本郡 菊池郡 阿蘇郡	二人
	第五區	上益城郡 下益城郡 宇土郡	二人
	第六區	八代郡 葦北郡 球磨郡	二人
	第七區	天草郡	一人
宮崎縣	第一區	宮崎郡 兒湯郡 南那珂郡	二人
	第二區	北諸縣郡 西諸縣郡 東諸縣郡	二人
	第三區	東臼杵郡 西臼杵郡	一人
鹿兒島縣	第一區	鹿兒島市	一人
	第二區	鹿兒島郡	一人
	第三區	揖宿郡 川邊郡	二人
	第四區	日置郡	一人
	第五區	薩摩郡 出水郡	二人
	第六區	熊毛郡 肝屬郡	一人
	第七區	伊佐郡 始良郡 贈於郡	二人
	第八區	大島	一人
沖繩縣	第一區	那覇區	一人
	第二區	島尻郡 宮古郡 八重山郡	二人
	第三區	首里區 中頭郡	一人
	第四區	國頭郡	一人
北海道廳	第一區	札幌區	一人
	第二區	小樽區	一人
	第三區	函館區	一人
	第四區	旭川區	一人
	第五區	室蘭區	一人
	第六區	札幌支廳管内	一人
	第七區	空知支廳管内	二人
	第八區	留萌支廳管内 上川支廳管内 宗谷支廳管内	二人
	第九區	網走支廳管内 根室支廳管内 釧路支廳管内 河西支廳管内	二人
	第十區	浦河支廳管内 室蘭支廳管内	一人
	第十一區	函館支廳管内	一人
	第十二區	檜山支廳管内 後志支廳管内	二人

本表ハ十年間ハ之ヲ更正セス

附　則

本法ハ次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス

本法ニ依リ初テ議員ヲ選擧スルニ必要ナル選擧人名簿ニ關シ第十八條乃至第二十條第二十四條第二十六條第二十七條ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ其ノ期日又ハ期間ヲ定ム但シ其ノ選擧人名簿ハ次ノ選擧人名簿確定ノ日迄其ノ効力ヲ有ス

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　本案の御説明を致します、現行衆議院議員選擧法は、實施後既に十有餘年になりまして、總選擧を致しますること八回以上に及んで居ります、其實續に徵しまするに、當初改正の趣旨を十分に貫徹いたして居らぬ憾みがあるのみならず、時運の促す所、夙に其改正の必要を認められまして、是までも度々改正案を衆議院に於きましては提出になつたのでございますけれども、今日まで適當の改正を見るに至らなかつたことは、深く遺憾と致す所でございます、此度時勢の趨く所に鑑み立憲政治の運用を完う致したい考より致しまして、茲に改正を企てた次第でございます、其主もなる點を是より申上げますれば、第一は議員數の增加でございます、現在三百八十一名でございまするが、現行法の制定せられて以來、三萬以上の人口を有しまして市となりましたものが二十二になつて居ります是等の市は從前の例に依りまして是を獨立選擧區と認めることに致しまして、此爲に議員數を增加いたしまするもの二十二名でございます、次には人口の增加に因つて議員の增加を必要と致します、現行法に於て議員配當の方法は人口十三萬に付て一人、其算出方は四捨五入の法を採つて居ります、此度も此標準並に算出法を襲ふことは最も穩當なりと考へましたのでございます、其結果議員の增加を致すもの六十一名でございます、之を市區の特別選擧區設の爲に增加いたしまする二十二名と合はせますれば八十三名の增加になりまして、即ち現在の三百八十一人は、增して四百六十四人となる次第でございます、次に選擧權の擴張でございます、唯今は御承知の如く直接國稅年額十圓以上を納むる者を以つて選擧資格者と致してございまする、今日の時勢に於きましては多少此選擧權の擴張を致すと云ふことは、已むを得ざる時代の要求であると考へます、人心を安定せしむる上に於ても必要なる事柄と考へます、それ故に幾分の擴張を致すと云ふことは已むを得ない次第でありますが、唯其の程度を幾何に致すかと云ふことが茲に攻究を要する點でございます、現在の法律に於きましては單り衆議院議員の選擧法のみならず、地方議會の議員の選擧に於きましても、總て納稅を以て選擧資格の要件と致してございます、蓋し此の納稅額を以て選擧資格の要件と致しますることは最も適當にして穩當なる事柄と考へるのであります、それ故に此度の改正に當りましても此標準を採用いたして、唯其程度を引下げると云ふことが最も穩當なる方法であらうと考へましたのでございます、それ故に或は世の中には知識階級を新に加へる、若くは兵役の義務終了者を加へる、若くは進んで普通選擧を唱へる議論も　ざいまするが、前申上げる通りの次第に依つて

〔副議長侯爵黑田長成君議長席に著く〕

當局に於ては現行法通りの標準を襲ふことを以て可なりと致した次第でございます、而して稅額を五圓に下げるか、或は七圓に下げるか、若くは三圓に下げるか、若くは二圓に下げるか、是は自ら程度の議論でございまするが、三圓に引下げますれば現在百四十有餘萬の有權者が增して二百八十六萬人になる譯でございます、是は今日の約倍數に擴張いたすことになるのでございます、而して此三圓と云ふ高は恰も府縣會議員の選擧資格に相當いたすのでございます、旁々此高を以て改正の納稅額に致すと云ふことが穩當であらうと考へた次第であります、或は之を二圓まで引下げる說もございます、二圓まで引下げますれば、此上尙ほ約五十萬の有權者を增すこと

になります、其數に於ては甚しい差があると云ふ譯でもございませぬが、兎も角現在の縣會議員の選擧者が三圓以上でありまする今日に於きましては、先づ衆議院の選擧權者も其所まで引下げると云ふことは極めて實際に適ふた改正であると考へました次第であります、或は智識階級者を加へて選擧界に新しい分子を加へることが宜しいと云ふ議論もございまする、併ながら智識階級と單に申しますることは、此中學校卒業以上の學力を有する智識階級と申しまする事柄は、第一明瞭を實際に於て缺いて居ります選擧の資格の如きは極めて明確に規定すべきものと考へるのであります。

〔議長公爵德川家達君議長席に著く〕

それから世の中に處して相當の經驗を有ち政治上の判斷力を有する者は、必ずしも中學の卒業生のみには限りませぬ、苟くも義務教育を卒へ、相當世の經驗を經た者でありまするならば、是等の所謂智識階級者と少くとも同等若くはそれ以上の人は國民の中に多くの數を占めて居ると考へます、然るに選擧權を與ふるに單に中學の卒業者であるや否やと云ふことのみに依つて判斷を下すことは、甚しき不公平なる結果を見るものと考へるのであります、極めて公平にして極めて又明確なる新なる標準でありますならば、在來の立法標準を此際改めると云ふことも敢て拒むべきではありませぬが、今申上げるやうな考よりして此改正案に於ては智識階級を加へることに致しませぬのであります、又之を實際の數字の上から申上げますれば、中學卒業者と云ふ者は全國に於て五十萬人以上でございます、此內納稅額三圓以上に當る者が十五萬人、年齡二十五歲に達せざるものが二十萬人ございます、さう致しますると云ふと、殘る所の十八萬人が此度びの改正案に加はる加はらぬの問題になるのでありまして、其數の上から申上げましても、特に是等の人々の爲に、前申上げました考慮すべき點あるに拘らず、此際強て認めなければならぬ必要も無いと考へた次第でございます、兵役の義務を了へた者、若くは普通選擧の論の如きは殊更此處で申上げる必要もあるまいと考へます、尙ほ此選擧權の所に於きまして、現行法に於ては納稅の年限は、地租は一年、其他の直接國稅は二年間引續き納付することを要する次第になつて居りまするが、強て地租と其他の直接國稅とを區別する必要もないと考へまして、地租と同じく一年と云ふことに短縮いたしました、それから現行法に於きましては選擧權者の其選擧區內に住所を有する期間を、一年と致してございまするが、是は六箇月に此度短縮いたしました、此事柄は納稅の資格と共に、今日までは名簿調製後に於ても引續いて其資格を具へることを要してございまするが、此度の改正に於きましては、名簿調製後の異動は問はぬことに致しました、是は取扱上の便宜、主として左樣に改正を致した次第であります、次に主もなる點は所謂選擧區制度の改正でございます、唯今は一府縣を以て一選擧區と致してござりまするが、此度は一區一人と云ふことに大體の方針を採りまして議員の配當を致しました曩に小選擧區になつて居りましたのを、現行の法の如く大選擧區制度に改められました當時の理由を取調べて見まするに、小選擧區では一府縣內を通じて名望のある所謂大人物と申しまするか、其選出に小選擧區では不便であると云ふ、黨派の勢力に正比例をして議員を選出することが出來ないと云ふのが一つと、小選擧區でありますれば選擧が激烈であり、賄賂なり暴行、脅迫等の弊が甚だしい、此三點が曩の小選擧區を現行の大選擧區に改められた理由でございます、然るに之を今日の實況から申しまするに必ずしも今日の制度は其目的を達して居らぬやうに考へまするのみならず、今日我國の選擧界には種々の弊害も起つて居ります、又曩の選擧區の時代と今日とは民智の程度も大に相違がございまする、彼れ此れ此處に區制を改正致しまして、新たなる企を致して、選擧界の廓淸を兎も角も圖ると云ふことは、最も必要なることと考へた次第でございます、現在に於て最も選擧界に立つ者の憂と致しまする所を、茲に數點を擧げて說明を申上げますれば、第一は選擧運動費の最も多いことでございます、今日選擧界に立ちまする者、先づ頭を惱ますのは此點でございます、どうか如何に致しますれば此選擧費の減少を圖ることが出來まするか、いろ〳〵方法もございまするか知れませぬが、兎も角區制を改めると云ふことが其第一であると考へるのであります、區域の大なるよりも區域の小なることは、差向き通信費のみを申しましても、明に小選擧區の方が費用を要せぬのでございます、殊に小選擧區になりますれば、無競爭の選擧區も尠からぬことと考へます、無用の競爭も從つて省くことが出來るのであります、要するに選擧費の減少を圖る點に於ては、小選擧區は確に有利なりと信ずるのであります、殊に此度の改正案に於きまして選擧有權者の數を倍加いたしました以上、殊更此處に區制を改めると云ふことは其必要ありと考へます、次に今日吾々選擧界に立つて最も遺憾と致しまする點は、單り同じ黨派の人のみならず黨派を異に致しても政見を同じうする同志の者が、互に相擊つて同士討を致すと云ふことは、甚だ政治道德上から考へまして面白くない事柄でございます又其實際から申しますると云ふと、最も投票の奪合ひ、もう一つ語を換へて申せば、投票の買收でも致すと云ふことは、同士討の行はれる所に於て最も行はれ易いのでございます、小選擧區に致しますれば此弊害は餘ほど省くことが出來ると考へます、殊に大選擧區に於て同士相擊つ現象のありますることは一方に於て選擧の結果をして甚だ不公平ならしむることが往々ござりまする、即ち一人の同士が過剩の投票を集めますれば、他の同士はそれが爲に落選を致さなければならぬと云ふことになります、例へば一地方に於て四分六分の勢力のある所に、其六分の勢力を有つて居る黨派の中から一人の極めて人望のある者が出て、此人の投票が過剩に集まることになれば、六人選出し得る力を有つて居るに拘らず、或は二人若くは三人しか選出することの出來ないと云ふやうなことが往々あるのであります、此弊を防ぐには候補者の立て方に注意をすれば防げるではないかと云ふ說もあります、確に候補者の立て方如何に依つては幾分其弊を矯正することが出來得ないでもありませぬが、如何に巧に立てましても自由自在に一府縣內を驅け廻つて得票を爭ふのでありますから到底此弊は防ぐことが出來ないのでございます、先ほど曩の小選擧區制度を現行の大選擧區の制度に改める所の理由の一つとして、小選擧區では黨派の勢力に比例して選擧が出來ないから大選擧區に改めると云ふのも一つの理由であつたのでありますが、今申上げるやうな點から申しますれば、却つて大選擧區は黨派の勢方に比例し得ないと云ふ茲に事實を見るのであります、然るに大選擧區であれば多數黨、少數黨を比例的に選出し得る、小選擧區になれば其事が出來ないと云ふ議論があるのでありまするけれども、今申上げます其事柄の如きは、確に其反對の事を證明するのであります、要するに若し勢力に正比例に議員を選出せむと致しましたならば、學者の唱へる所の比例選擧法を採用いたしましたならば、其事が目的を達せらるるのでありませう、去りながら此比例選擧制度なるものは其實行容易ならざるものであつて、我國の如き今日の實狀に於ては施行甚だ困難であると考へます、既に現在の大選擧區制度に於て正比例的に勢力を選出することが出來ないと申す以上、必しも大選擧區は少數代表に都合が宜いから之を維持しなければならぬと云ふことは、何所までも強い理由とは見ることが出來ませぬ、又之を我國の選擧界の實狀から申上げますれば、各黨派の勢力なるものは其府縣を通じて必しも平等に分布されて居るものではありませぬ、黨派の勢力は全縣を通じて其局部々々に甚だ不平等に分布されて居るのが今日の實際でございます、それ故に之を小選擧區に改めました所で必しも少數黨に有利ならずと申す譯には參りませぬ、多數黨常に有利なりと申す譯にも參りませぬ、今日の實際の狀況から申すに、大小選擧區が少數代表に宜しいと云ふことは事實の上に斷定は出來ないと考へるのであります、殊に大選擧區の制度に於きまして吾々が最も苦しむ所は補缺選擧の煩累でござります、昨年の如きは八回にも及んで居ります、其度每に一府縣を通じて競爭を致し、莫大なる選擧費を要することであります、茲に小選擧區制度に改めますれば、此費用と手數とを省き得ることが出來るのみならず、大選擧區に於ては已むを得ず補充員制度を採る必要もあらうと思ひますけれども、小選擧區に於きましては其時に選擧を致して、所謂眞實に民意を常に代表せしむると云ふことが適切に出來るのであります、之を選擧の取締の點からも、選擧の公正を維持すると云ふ點から申しまするも、私は小選擧區の方は大選擧區よりは優つて居ると考へます、先きにも申上げました如く無競爭の選擧も尠からず生ずることと考へます、從つて選擧の取締上には小選擧區の方がより多く力を用ゆることが出來ます、取締を嚴密にし其公正を保つことは小選擧區を以て優れりと申して宜しいと思ひます小選擧區になりますれば取締の仕宜い其裏面に於ては、干涉が出來易いではないかと云ふ、直ちに茲に議論が起つて來るのでございまするが、此點に於ては私は斯樣に考へます、選擧干涉なるものはもとも

と當局官吏の不心得より起る事であります、不心得なる官吏が居つて强て干渉を致さむと試みますれば敢て選擧區の大小は妨げにはならぬのであります、是は曩の小選擧區時代、今日の大選擧區時代、時代も違つては居りまするが、二十五年の大干渉、又大選擧區になつた時の干渉を比較いたして、確に選擧區の大小は選擧干渉の容易なるや否やには關係の無いと云ふ事は明かでございます、況や又選擧區が小になりますれば、其選擧區民と選出議員との間は大選擧區よりも、以上に密接なる關係を生じまする、自己の選出せむとする候補者の人格、政見等をより能く了解する事が出來ます、即ち選擧民は其人格、其政見の爲に、より多く投票するのでありまして金や情實の爲に誘引されると言ふ事は、割合に少なくなると考へるのであります、即ち選擧區の小なるだけ議員候補者の茲に地盤と言ふ言葉を使ひますならば、地盤其立脚地が固くなるのであります、其立脚地が固いだけ選出せられた議員は自己の所信に向つて忠實に論議し得るのみならず、一旦解散に臨んでも、其立脚地の鞏固なるだけ干渉を受くる事は少ないのであります、干渉を受けましても當選の餘地は大選擧區よりは多いのでござりまする、此點に付きましても、議員と選擧民と密接なるだけ、それだけ賄賂が行はれ易くはないか、請託が行はれ易くはないかと云ふ議論も直に起るのでありますけれども、是が即ち曩の小選擧區を大選擧區に改められた理由の一つになつて居るのでありますが、賄賂なり暴行、脅迫なりと云ふやうなことは、曩の小選擧區時代の數字を擧げて今日議論すると云ふことは、既に時代の進歩を考へない議論であると考へます、今日小選擧區制度を實行せられましても、曩の日の選擧區制度の下に現はれた如き暴行脅迫は必ず多くあるまいと見るのであります、寧ろ今日は左様なる露骨な事よりも、ありと致しますれば、隱れたる所の運動が行はれるのであります、其隱れた運動と申せば、投票の買收になります、投票の買收は何れが最も仕易いかと云へは、先から段々申上げる如く、寧ろ其區域の廣漠なる方が行はれ易いと思ふのであります、又其點に於ては議員と選擧民と密接であると云ふことは、議員をして眞面目なる行動を執らしめると云ふ事に於ても利益があると考へます、又地方の利害を代表すると云ふ事が必ずしも惡しい事ではないので寧ろ各地方、各地方の民情を能く中央の議會に移し得ると云ふ事は、是亦決して捨つべき事でない、寧ろ宜しい事と私共は考へます、先にも申上げます如く大選擧區であれば同士打の行はれる弊がある、又小選擧區であれば議員と選擧民と密接なる關係がある、此事柄は一方から申しますれば、選擧の政治思想を發達せしむる上に於ては最も宜しき事柄と考へます、大選擧區に於て互に相打ち、若くは己の選出せむとする所の投票が如何になるやも的確に分らない、大選擧區に於けるよりは能く政治上の議論を徹底せしめ、自己の投票したる者は勝つか、敗けるか、明白に小選擧區の方なら分るのであります、茲に於て選擧民の政治思想を進めると云ふ事が、大選擧區よりは能く出來ると考へます、今日立憲政治を進めて行かうと云ふには、申すまでもない、色々手段を盡さなければなりませぬが、最も選擧民の政治思想を發達せしむると云ふことに考慮を費すと云ふことは必要なる事柄と考へます、又今日の時勢に於きまして私共は政黨なるものは既に善かれ惡しかれ存在して取除くべからざるものである以上は、之をして成るべく善良なる發達を遂げしむると云ふ事は、政治を進める所以であると考へますが、其點から申しまするならば、同士相打つと云ふやうな事柄は、決して政黨を進める所以でございませぬ政黨の善良なる發達を圖るには、小選擧區の方が宜しいと考へるのでございまするが、唯政黨と申しますれば、如何にも政黨の下に選擧法を改正するか何と云ふやうな衆議院に於ては質問も出たのでありまするが、政黨の爲に便利になるやうに選擧法を改正すると云ふことは斷じて出來ないことでござりまするが、選擧法の改正を致して、それが政黨の發達にも都合の好いと云ふことは、是亦考慮しなければならぬ事柄と思つたのであります、尙ほ今日の實際から申上げますれば吾々今日選擧場裡に立ちまする時分には、決して漠然と一府縣内を通じて選擧を爭ふと云ふ譯ではござりませぬ、多くはどこそこどこそこの郡を以て先づ其所を根據地として、それを本として候補を爭ふと云ふのが、今日の實況でござります、即ち此事柄たるや、大選擧區の下に於て其實は選擧の必要よりして、私設選擧區なるものが自から生じたのであると斯様に斷定して宜しいと思ひます、然らば凡そ法を立てむと欲する者は時の事情に應じて能く之を利導すると云ふことを考へることが最も然るべき次第と思ひまする、而かも、大選擧區の下に在りましては私設選擧區を銘々設けて居りまするが、此私設選擧區を設けて居りましても、爭は全縣に亘つて居るものであります、私設選擧區を設けながら其利を十分に收めることが出來ないのであります、寧ろ之を實際に應じて小選擧區に致し、其小選擧區の利を十分に收めると云ふことが、事を事實に於て適切に處して行く所以であると考へますのであります、色々此制度に付て議論を致しますれば、雜多になりますが先づ大體以上申上げましたるやうな點を考慮いたして、今日の選擧界に幾分でも改善を加へんと欲するならば、先づ此制度を改正するより外致方ないと考へまする次第でございます、次に此選擧區制度を改正いたしまするに付て、自から別表の改正を致さなければなりませぬ、其別表の改正即ち議員の配當方法でございまするが、之に付ては出來得るだけ一區一人の選擧區に致したいと云ふことを原則と致して而して人口は成るべく十三萬に近い所を以て議員一人を出す、選擧區の區畫は出來得る限り郡の區域に依りたい、郡の區域に依ることが出來なければ二郡若くは三郡、若くは四郡を合して一選擧區とする、郡を分割することは致さぬ、斯う言ふのが一つ、自然郡を合することになりますれば、地勢、交通等を參酌いたして、一方に於ては人口十三萬の標準に成るべく遠からぬことを圖りまして、茲に選擧區を區劃いたしました、其結果大體に於て人口十萬より十八萬の程度に於きまして、一人一區と云ふ選擧區を造つた次第でございまするが、止むを得ず前申上げました人口、郡の行政區劃、地勢、交通と云ふやうな色々な標準から、止むを得ず人口十九萬臺のもの五區、人口九萬臺のものが十二區を造ることになりまして、其結果は茲に二人若くは三人區と云ふものが八十程出來ました、其他のものは總て一人一區と云ふことになりました、此區劃の制定に付ては最も議論も惹起し易いことでございまする、此區劃を爲すに當つて、或は黨の事情、利害得失等に鑑ることがありましたならば、甚だ不公平なる分け方になるのでございます、それ故當局と致しましては、最も注意を拂ひました積りでありまする、所謂人口十三萬を中心とし、それに郡の行政區劃、地勢、交通、是等の何等血も涙もない所のものを條件と致して、之に依つて相當按排、區劃を致すやうにそれ〳〵主任の者に命じて、茲に出來上つたのが即ち此案でありまして、或は衆議院に於きましては、選擧の事情に通ぜざる屬僚共が斯の如き區劃を拵へると云ふことは、甚だ不適當なる事柄ではないかと云ふ議論もありましたやうな事でありまするが、私は選擧の事情に通ぜざる所の者が何等血も涙もない、茲に數字なり、區劃なり、地形なりと云ふやうなものに依つて、區劃を致すと云ふ事が即ち公平なる所以であると申したやうな次第でございます、固より多くの區の中でございまするから萬遺算ないと云ふ事は申上げられませぬ、ないとは申上げられませぬが、併ながら兎に角其精神に於ては何所までも公平なる事を欲して區劃いたしたやうな次第でございます、此點に於て若し一點御疑を招くやうな事がありますれば全部極めて嚴密なる御審査を經なければ、到底御協贊を得難いと考へるのであります、然ながら私は今申上げましたるやうな事で事情を知らざるが即ち公平なる所以であると考へて茲に區劃表を作つた次第でございます、此點はどうか深く御了承を願ひたうございます、而して此政府の原案に對して衆議院に於て修正を致しました、本文の中に修正いたした箇條は數點ございまするが其主もなるものは請負……政府の請負事業を爲す者の資格を此度細規いたしました、細かく規定することに致しました、中に會社の「發起人」と云ふ者がございました所、發起人は會社の成立した以上は無くなるのであるから、斯の如き者をも尙ほ被選擧權を與へぬと云ふことは穩當ならぬでないかと云ふ議論の結果、衆議院に於て是は削除いたされました、それから現行法に於ては投票を開きまするのは、各郡市毎に投票を開くことになつて居ります、然るに此度の原案に於きましては選擧區を小選擧區と致しました結果、選擧區毎に開票を致し、選擧會を開く、斯う云ふことに致したのであります、然るに數郡を合して一選擧區に致します所では、現行法の如き郡、市を以て郡市別に開票を致すと云ふことは、實際に於て便宜であるのでござりまするから、是は衆議院が左様に修正を致されました　もう一つは官吏の選擧に關する行動に付て罰則の規定を加へられたのであります、其他は多く文字上の修正でござりまする、申上げまする如く何れも穩當なる修正と考へまして、此修正には同意を

致しました、尙ほ一箇條衆議院に於て別表の中に修正になつたのであります、それは山梨縣の政府の原案第二區でござりまするが、政府の原案に於ましては、西山梨、東山梨、北巨摩、中巨摩此四郡を合して二人一區に致してござります、然るに衆議院に於て成るべく東西山梨の兩郡を一區と致し、北中巨摩兩郡を一區と致しまして、二人一區とした政府の原案を各々一人一區に修正になつたのでござります之に對して當局と致しましては原案を是なるものと信ずると云ふことに答へました、併ながら多數に於て修正せらるゝと云ふ事であれば、强て反對する譯にも行かぬと申したのでござります、他の修正には進んで同意を致しましたが、此點に付ては右樣な答辯を實は致しました、致しましたが政府が此原案を以て是なりと申しまするとは、先程申上げました如く人口に鑑み地形に鑑み、さうして作つたのであります、卽ち此山梨の第二區の如きは四郡を合して人口二十六萬五千でございます、それで二人の定員でござりますから、人口から申せば恰も一人十三萬人に當つて居ります、尙ほ此政府の原案は四十五年の政府案に於ても同樣な事になつて居ります、然る所衆議院の修正の通りになりますれば、東西山梨兩郡を合併して人口九萬八千で、北中巨摩兩郡を合して人口十六萬七千、一方は九萬八千、一方は十六萬七千、各々一人の議員を出すと云ふことであります人口の上から申しますれば修正案の方は宜しくないのであります、政府案の方が公平でござります、之を地形の上から申しますれば、何れかと申せば修正案の方が宜しうございます、東西山梨、北中巨摩兩郡共に各々川を挾んで一地形を成して居る所でございまするから、此點は修正案の方が宜しうございます、町村の數も甚だ多いのでありまして、是は此點から申せば修正案の方が寧ろ宜しうございます、それから又出來得るだけ一區一人の制度を採ると云ふ事から申せば、修正案の方は意義が徹底いたして居るのであります、山梨の全體を申上げますれば政府の原案は二區は二十六萬人で二人の議員、三區は十六萬人で一人の議員、四區は十二萬四千人で一人の議員、此度北中巨摩を分割いたしました所で、十六萬七千人に付て一人の議員でござりますから、山梨縣全體を通觀いたしまして、此修正必しも不可なりと申す次第でございませぬ、而も此別表の如きは、政府は前申上げまするやうな考を以て區劃いたしましたので、何處までも大體から申せば政府の方が宜いと考へますけれども、又衆議院の此修正必しも其意義無きにあらず、却つて政府案より或點に於ては優る所もござります、唯斯う云ふ區劃を一々擧げて自己の爲に利ならむと欲する眼よりして論評いたしますれば、各區各々皆議論をすることが出來るだらうと考へます、此修正も其裏面に立入つて茲で申上げますれば、修正の結果は政友會の方が有利であるのでござります、政府は左樣に考へます、併ながら此點に付ては、先きに此改正案が新聞に出ました時分に、憲政會側の安達謙藏君、選擧に最も通じた人であります、此人が原案に對して非難を加へて居ります、其非難の一箇條の中に不公平の實例として卽ち此山梨縣の、今申上げた區が擧げてあります、それに依りますれば「山梨縣の第二區の西山梨、東山梨、北巨摩、中巨摩四郡を一選擧區二名とせるは、此內中巨摩のみを中堅とせる憲政會を打破し、政友會より二名を出さむとする魂膽なり」憲政會側から見ますれば、左樣に見れるかも知れませぬが、却つて其同じ事を以て政友會に利なりとして、是は政友會からの修正案ではありませぬが、之に贊成して成立つて居ります、で各々自己の見る所に依つて、自己の都合の宜からむことを欲して、一々別表に論議を致しましたならば、實に日も亦足らぬと申して宜しい次第でござります、私は左樣でござりますから、却つて選擧の事情に通ぜざる者をして一定の條件を示して、其下に區劃を致させましたやうな次第でござりまするので、原案を以て是なりと信じますけれども、併し此修正に付ては今申上げまする如く十分なる理由もあると認めて宜からうと考へます、其政友會に利なるや、憲政會に利なるや、勝手に議論を雙方から致して居るものと見て宜からうと考へるのであります、要するに當局者と致しましては、大體……幸に御協贊を得ますると云ふことでございまするならば、議論は何れにても爲し得る、僅か一點の事に付て彼れ此れ申すと云ふことは欲しませぬで寧ろ大體より見まして甚だしい不都合がないならば、幸に御協贊を得ると云ふことであれば誠に仕合せに考へます。

○議長（公爵德川家達君） 是より通告順に依りまして質問を許します、山脇玄君。

〔山脇玄君演壇に登る〕

○山脇玄君 私は選擧法改正案に付きまして、二三政府當局に伺ひたいのであります、其質問の趣意を明にする爲に聊か理由を述べたうございますから、暫時時間を御與へ下さるやうに願ひます、で質問に移ります前に當局に御願ひ致したいのは、此案に付きまして統計なり色々材料が印刷になつたものがあらうと存じますれば、どうか吾々にも汎く御配付にならむことを求めて置きます、それから其中に二十五歲以上の女子の數が御調べになつて居りますかも知れませぬが、御調べになつて居りますれば、それも同時に御交付を願ひたいのであります、諸君、改めて申すまでもありませぬが、立憲君主政治の下に在つて、君主の意思が一般の拘束の力を有するには國民の同意を得て之を定めねばならぬ、されば君主の意思を決定するに方り、國民全體をして直接に參與せしむべき筈でありまするが、國民は頗る多數でありまして實行甚だ困難なるが故に、國民代表の議會を設け、其同意ありたる時は全國民の同意ありたるものと看做するのであります、是れ全く已むを得ざるに出たものでありますから、せめては其手續である所の選擧權を洽く國民に認むべきでありまして立憲政治の本旨は茲に初めて完うすることが出來るのであります、それでありますればこそ明治元年五箇條の御誓文に「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」と宣はせられてあるではありませぬか、固より議員たる者は、全國に亘つて國民各部の利害を代表すべきは言ふ迄もありませぬ、併し實際に於きましては選擧區の有權者と、所屬黨派の事情や、意嚮に動かされ易きは明白なる事實であります、然らば之を立憲政治の本旨に接近せしむる方法は無きかと申しますれば、大にあるのであります、則ち國民各部の利害を代表せしめるが爲に、各部に有權者を置き各部より議員を選出せしむるときは、單り上流、中流階級の利害ばかりではなく、下流階級の利害をも等しく代表せらるゝことになりまして、茲に選擧權擴張の主要なる意義は初めて徹底するのであります、尙ほ具體的に申しますれば、制限選擧を改めて普通選擧とするのが最上の方法であります、吾人は前述の如く立憲政治の本旨を解せねばならぬと信じて疑ひませぬ、然るに政府案は何故に選擧擴張に方つて今尙ほ立憲政治の本旨に適應せぬ制限選擧を固守せんとされるのでありませうか、茲に於て私は二三の質問を試みねばならぬ事になつたのであります、政府の御考では、第一我國は尙ほ立憲政治の初期に在るので一般國民は未だ立憲の施行に慣れぬから、餘に選擧權を廣くするのは危險であると云ふのでありませうか、斯る擴張は却つて弊害を生ずる虞があると云ふのでありませうか、第一此點を伺ひたいのであります、成るほど我國は歐米諸國よりも憲政の施行が比較的新しき事は言ふ迄もありませぬ、それでも憲政發布後三十年、府縣會設置後四十年餘になつて居ります、三十年、四十年の試驗は人間の生活に於きましては決して短かいものではありませぬ、選擧に付て全く經驗を有しない國民の間に、初めて憲政を施行する場合でありましたならば、最初の試みとしては、制限を加ふることも已むを得ないかも知れませぬが、三四十年の經驗を有する我國に於ては試驗の時代は過去つて居ります、國民が憲政の施行に慣れぬと云ふことは決して選擧制限の理由と爲すには足りませぬ、又弊害を生ずる虞ありと云ふことも出來ませぬ、况して明治四十一年以來一再に止らず、普通選擧案が議會に出現したではありませぬか獨逸帝國の如きは其初じめて北獨逸聯邦を組織し、初じめて憲政を施行するに方つて、最初より既に普通選擧を採り、毫も危險としなかつたのみならず、我が憲政施行の徑路を顧みて見ますると、明治元年の五箇條の御誓文、同八年の立憲政體の詔書、同十四年の國會開設の勅諭、同二十二年の憲法發布の勅語等がありまして、漸次準備に準備を重ねて、同二十三年に初じめて議會開會となつたのであります、尙ほ其期間に明治六年以來、板垣、後藤、副島、江藤參議の民選議員の建白もありまするし。先覺諸公の國會開設請願の運動も起りますし．同十四年大隈侯の野に下りし頃は、最早國會開設の詔勅なくては天下の政道安全に進行し難き程になつたのであります明治六年より十四年までに國民の政治的自覺は大いに進步したに相違はありませぬが尙ほ此自覺を有した者は僅々少數の部分に過ぎなかつたのでありますし、然れども此誠意と勢力とは專橫なる藩閥政府を强要し、同二十三年を期して國會を開き立憲政治の端を發せしむる事になつたのであります、憲政施行に至るまでの經過斯の如く、二十三年を費し、其施行後今日に至るまで、又殆ど三十二年の星霜を經たるに拘

らず、世には國民一般が普通選擧の要求するまで之を延期せんと欲する論者なか〳〵多いのであります然れども、是ぞ甚だ危險な方法と言はねばなりませぬ、何故ならば國民一般が普通選擧を要求するまで放任し置きましたならば、取りも直さず社會の有力なる分子に非常な不平を鬱結せしめ、政府が民意與論と認めて讓歩する頃は、既に不自然なる政變を生ずる虞があるからであります、彼の國會開設の請願にも一般の國民は與らなかつたのであります、少數ながら社會の一部に政治思想を有する有力なる分子があつて、遂に國會開設を見るに至つたのであります、是れはまあ第一であります、第二に伺いたいのは、或は國民の政治思想が尙ほ未だ幼稚であると云ふのでありませうか、如何を伺ひたいのであります、勿論國民の總てが政治家の如く國事に熱心であることは望むべからざることでありますし、又決して望ましい事ではありませぬ、實際上國政に參與する者は唯議員として當選した者のみであります、一般選擧人は唯選擧權を行ふばかりでありますからして、自ら國政に參與する所の能力を有する者でありませぬ、單に候補者として立つて居る者は、果して議員として適任であるか否かを識別し得べき能力だにありますれば足れりとするのであります、斯の如き普通能力に於きましては、我が國民は決して歐洲國民に劣るものでありませぬ、普通教育の普及に於きましても、敢て遲れを取るものでありませぬ、況して愛國忠誠の念に至りましては、實に我が國民の誇りとする所であります、此忠良なる國民に對して廣く選擧權を與へることは危險であるとか、弊害を生ずる虞があるとか、政治思想が幼稚であるとかと云ふのは實に國民を侮辱するものではありますまいか、今日我國と歐洲諸國とを比較して見ますに、我國に於きまして單り選擧權に制限を加へることは全く其理由を見出し得ないのみならず、却つて反對に我國に於ては選擧權を制限する理由に乏しいのであります、歐洲諸國に於きましては社會民主黨の如き、虛無黨の如き、又は民族黨の如き、甚きに至りましては國家其ものの存在を呪ふことを主義とする如き思想が、相當に勢力を有するに拘らず、既に選擧權の制限を全廢したのに危險もなければ弊害をも生ぜぬではありませぬか、唯、普魯西國が今日尙ほ不合理極まる三段選擧を維持し、索遜國が普通選擧に改めたのは宜しいけれど、尙ほ複數投票制を採つて選擧權に差等を付けて居りますのも、詰り社會民主黨の勢力增加を恐るゝ爲であります、單り我國に於て選擧權の制限全廢は斯の如き危險の伴ふ虞がない、等しく陛下の忠良なる臣民であつて、政體の爭もなければ民族の爭もない、六千萬人の臣民一人として皇室の隆運を祈らない者はない、一として國家の存在を呪ふ者もない、若し世界に於て最も安全に選擧權の制限全廢を決行し得るものを求めましたならば我國は確かに其一つであらうと信じて疑ひませぬ、第三には女子の參政權に付てであります、佛國の革命議會に於て「ミラボー」が演說した中に、國會は猶ほ地圖の如し、地圖に於て全國の地形が其儘縮寫される如くに、國會に於ても尙ほ國民の總ての階級の勢力、利益が遺憾なく代表せられねばならぬと言ひましたのは、國會の性質を說明するものとして屢々引用されるが、國會は實に斯の如きものであらねばなりませぬ、國會は國民の代表機關であるとは、何人も異口同音に唱ふる所であります、今や個人が其本性、本能を自由に發展して、社會國家に貢獻する機會に平等に均霑し得ると云ふことは、世界の風潮でありまして、如何なる權力も之に逆行することは到底不可能であると謂はざるを得ませぬ、若し強て之に逆行せんとするものがあると致しますれば、是れ時勢を解せざる頑冥不靈の人であつて、自ら好んで進歩でなく、退歩せるものであると謂はなければなりませぬ、さうして女子の教育も維新以來大に其面目を改めて進歩發展しつゝあるのみならず、漸く社會の需要に應じて教育事業や、交通機關や、其他の職業と勞作とを通じて精神的に、將た又物質的に社會、國家に貢獻して居るのであります、斯樣に立憲政治の本旨から云ひましても、世界の大勢から見ましても、尙ほ又國民たるべき義務履行の上から論じましても、今日選擧權擴張の場合に於きまして愛國心と國民的義務履行とに於て平等である女子がどうして國政に參與する上に於て、不平等なる待遇を受けねばならぬのでありませうか、私は甚だ了解に苦しむのであります、素より女子參政權に付きまして、人體の構造や、教育の程度や、古來の習慣や其他種々の原因よりして反對論があるに相違ありませぬが、其反對論たるや詮じ詰めれば、古來女子を男子と同等の人間扱にせなんだ結果を捉へて、直に之を論及するか、或は又男子自己の便宜を主とする偏見に基因するに非ざれば、全く一片の杞憂に他ならぬのであります、早い話が社會、國家の進歩と云ひ國力充實と云ふのも、詰る所は國民全體の勤勞の結晶であります、上は知識階級、精神的の人より下には勞働階級の庶民的階級に至るまで勞働より成るのであります、それであればこそ我國に於きましても、古來男女相俟つて協力して現代の程度まで漕ぎ付けたのでありませぬか、況して今日は女子が富國强兵の上に貢獻して居りまする狀況は、殆ど男子と同等であると云つても過言でありませぬ、然るに女子を參政權より除外することになれば、是ぞ即ち女子を非國民扱にし、女子に對する非常な侮辱であると云はねばなりませぬ、斯る非立憲的の法制は苟も文明國の仲間入をした我國にあるまじき事ではないでありませぬか、終りに臨みまして一言附加へて置きたいことは、家庭に於ける母親の權威に付てであります、申す迄もありませぬが……

○議長(公爵德川家達君)　御意見は御斷を致します

○山脇玄君　いや質問の趣意を徹底さして頂きたい古來英雄、偉人の背後には必ず賢明なる母親あるに鑑みまして、亦現代青年子女の教育程度の進歩に見ましても、男女性別に依つて社會上の地位、境遇に差等があるやうでありますと、家庭に於て青年子女を教養する上に甚だ不便を感ずることは、皆さんも吾々と共に日常實驗なされる所であらうと存じます、して見れば、此點よりしましても、此好機會を逸しませず、男女同等に參政權を要求せねばならぬ次第となるのであります、右三點に付きまして徹底的の御答を願ひたい。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣(床次竹二郎君)　唯今の御尋は斯う心得ますが、政府は普通選擧論に對してどう考へて居るか、斯う云ふ大體御尋のやうに心得ます、普通選擧論にもそれ〴〵程度のあるやうに考へます、一定の年齡に達した男子のみに參政權を與へる、若くは又一定の年齡に達した女子をも加へ參政權を與へる、或る年齡に達せぬ者は男女共に省くと、斯う云ふことのやうに色々ありまするやうですが、何れの途人間は生れながらにして平等なるものではないと考へます、又長幼に依つて思想の相違もあるものと考へます、既に男ならば男、女を加へても、相當の年齡に制限を置いて、茲に選擧權を認めると云ふ以上は、何等か制限を置くべき必要があつて置くのであると考へるのでありますが、詰り選擧權を與へる與へぬと申しますのは、之を行使する能力ありや否やと云ふことが、結局問題の論點になるのだらうと思ひます、左樣に致しますならば、此選擧權問題と云ふものは、時に依つて、所に依つて、それ〴〵差異のあることは勿論のことゝ考へます、歐羅巴に於て普通選擧が行はれて居りまするには、それ〴〵相當の歷史、沿革があつて其所に至つたことでありませう、我國に於て選擧權を論ずるにも亦時勢に依らざるを得ない、最初から今日まで漸次選擧權を擴張いたし來つて、即ち此度も又約倍數に之を擴張せんとするのでござりますのでありますが、凡そ斯う云ふことは順序を履んで漸次其途を執ると云ふことが、最も然るべきことであると考へましたのであります、それを細かく分つて、直に茲に選擧權を與へれば弊害あるや否や、政治思想が發達せざるや否やと云ふ所まで論及するのでありませうが、一定の納稅額を納めぬ者に致しましても相當の知識、經驗を備へた者はあります、納稅者でありましても一々之を吟味するときに於ては、其能力に疑はしい者もあると考へます、併し制度を立てるには先づ大體から判斷を致すより外はないのであります、今日の大體から申せば、先程申上げました如く、漸を以て進むと云ふことが最も適當なりと考へましたのでござります、細かく分つて御答を申上げませぬでも、其邊は御了解下さることゝ考へます、女子に選擧權を與へないのも同じ理由でござります。

○議長(公爵德川家達君)　高崎君に伺ひますが、高崎君の質問は大分時間を要しますか。

○高崎親章君　極く簡單でございます。

○山脇玄君　もう一應内務大臣に伺ひたい、内務大臣は此知識の程度或は制限のことを御述べのやうでありますが、吾々が一番伺ひたいのは、今此制限を直に撤廢したならばどれ程の弊害を生ずるか、其弊害を伺ひたい、吾々は弊害はあるまいと見込んで居ります、内務大臣は弊害があると認められる、其弊害の點を一々列擧して下されば、吾々が反省する材料になると思ひます、もう一應弊害の點を列擧して戴きたうございます。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣(床次竹二郎君) 私は斯様に考へます一國の政治を爲すには、それ〲秩序ある穩當なる進み方を致すことが、其國を進むる所以であると思ふのであります

〔山脇玄君「我國が……」と述ふ〕

それ故に今日の大體から達觀いたしまするに、政府の原案が即ちそれに適ふ所以である、其程度を超えて進むると云ふことは穩健なる政治を進むる所以でないと考へた次第でございます。

○高崎親章君 極く簡單でございますから此席から申述べます、衆議院議員選擧法改正に付きまして政黨に關係のあることは、唯今内務大臣より縷々數百言を申述べられたのであります、固より此改正に付ては各政黨に利害關係を及ぼすこと少なからぬことゝ考へますが、殊に區劃の改正に於ては最も其關係が厚いのであります、茲に於て内務大臣に御伺ひ致したいのは、政府が立憲政治の運用上政黨を目せらるゝことは大政黨を主眼とせらるゝか、將た小黨分立を目的とせらるゝか、此選擧法を議會に提供せられたる此御目的に付ては、大政黨若くば小黨分立此二つを何れを以て目的とせられたるか、將た政黨を更に眼中に置かないで本案を編纂せられたものであるか、唯今内務大臣の御説明に依りますと、政黨の爲に本案の改正は不可なり、併ながら本案改正上政黨の發達に資すると云ふことは必要である、斯う云ふことを申述べられましたが、是は誠に巧なる御言葉であつて、私共解釋に苦しむ、本案改正が如何なる政黨の爲に利益であるかと云ふ事柄に付ては、何か御目的があるであらうと察せられますなれども唯今の御言葉は甚だ解釋に苦しむのであります、茲に御伺ひ致したいのは、本案を編制せらるゝに當つて、大政黨を目的とせられたのであるか、或は小黨分立を主眼とせられたのであるか、此御目的を伺ひたいのであります、次に伺ひたいのは現行の大選擧區を小選擧區に改められる、此別表を見ますると、二人制が六十九、三人制が十一區になつて居りますが、二人制と云ふ事柄などは殆ど中選擧區とも申すべきものであらうと思ひます、小選擧區に改めらるゝ以上は一人一區制を採られて然るべきと思ひますが、或は是は行政區の人口の都合に依つて其配合が出來ると云ふ關係でありませうけれども、法律を以て之を改正する以上は必しも行政區に依らずとも選擧區を別に立てゝも差支ないことでありますが、一人一區制と云ふことは、どうしても出來なかつたのでありますか、出來ないのはどう云ふ理由であるか之を伺ひたい、此二點を伺つて見たいのであります

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣(床次竹二郎君) 御答へ致します、先程説明の中に申上げましたことは、今日同士打と云ふやうなことが行はれて居る、斯う云ふことは政黨の發達上甚だ宜くない、で小選擧區に改めますれば其邊の弊害は宜くなる積りである、自然政黨の發達上にも是は都合が宜しい、斯様に申しました、併ながら選擧法の改正は元と政黨の都合のみを以て改正すべきものでは勿論ございませぬと云ふことは、併せて申上げた積りであります、從て此改正に於て小黨分裂若くば大政黨を作ると云ふやうなことは何等眼中にござりませぬ又區制の大小に依つて大政黨に都合が宜くなる、小政黨が分裂、小政黨に不都合であるとも私は考へませぬ、小黨分裂若くば大政黨が出來ると云ふことは、世の勢であると考へます、寧ろ今日は各國ともに社會の狀態の複雜なるに從つて、政黨は分裂する傾きがあるかと其點は考へて居ります、小選擧區若くは大選擧區たる爲に、左様なるものとは考へませぬ、それから二人區若くは三人區の選擧區を作るに至りましたことは、先程申上げました如く、原則としてはどこまでも一區一人制を採りたいと云ふ積りでござりました、併ながら一區一人制を嚴守いたすと云ふことになりますと、人口の上に於て甚だ不平均なることも起つて參ります、地形上から申しまーても無理な所が隨分起つて參りますが已むを得ず二人若くは三人一區と致す方がどうも公平にして都合が好いと思ふ所がある爲に左様なものが出來た次第でございます、選擧區を區劃いたしまするに、町村別を以て致しましたならば、或は人口の點なぞは極めて公平を得て一區一人制を行ふのに都合が好いと思ひまするが、偖て此行政區劃を分割いたしまして、勝手次第と申しては語弊があるか知れませぬが、兎に角左様に分配を致すと云ふことは甚だ困難なことでもありまするし、手數でもありまするし左様なことを致してまでも此選擧區制をどこまでも劃一式にやらなければならぬ次第とも考へなかつた次第であります。

○議長(公爵德川家達君) 休憩を致します。

〔午後零時一分休憩〕

〔午後一時十八分開議〕

○議長(公爵德川家達君) 是より會議を開きます、高崎君。

○高崎親章君 先刻の續きをもう一言内務大臣に御説明を願ひたい、先刻の御答辯に本案制定に付ては政黨は大政黨も小政黨も更に眼中に置かないと云ふ御辯明でありましたが、併ながら其前に内務大臣の御説明中大選擧區であると同じ黨派が互に競爭し、德義上に於ても甚だ面白からざる結果を見ることが多々ある、是等に付ても小選擧區が最も適當であると云ふ御説明であつたのであります、果して右様な事實がありとしますれば、大政黨であると云ふと候補者が其選擧區内に數多現はれるのであります、小黨であると言ふと其候補者が從つて少ないのであります、故に此大選擧區に於て同じ黨派が鎬を削つて爭ふと云ふ所の弊を除却するには、小選擧區が宜しいと云ふ御意見でありまするると、内務大臣の御目的は此選擧區に付ては、大政黨を主眼として居られると云ふことが、御言葉の中に現はれるやうであります、然らば私共の内務大臣の御説明に依つて考へる所では、此選擧法の改正は、政府は憲法政治の運用を爲す上に於ては大政黨でなければならぬと云ふ御目的があると云ふことが、御言葉の中に現はれるやうに考へますが、それでは此選擧法の改正に付ては何等眼中政黨を置かないと云ふ御考でございませうか、もう一遍伺ひたいのでございます。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣(床次竹二郎君) 御答へいたします、小選擧區に致しました方が政黨の爲に都合が宜しいと考へます、其事は左様に申上げました、併ながら政黨の爲に都合が好いと申上げたことは、大政黨に限つて都合が宜いと申上げた次第ではありませぬ、黨の大小を問はず、政黨と致しましては小選擧區の方が都合が宜い、斯様に申上げたことでありまする、で大小選擧區の爲に、小選擧區であれば是が大政黨に都合が宜いと云ふことは、私は理窟を發見いたしませぬ、唯大選擧區の方が小數代表者を出すに都合が宜いと云ふことは往々議論をせられる所でありまして、或は強て區別を致しましたならば、大選擧區の方が少數黨の爲に宜いかも知れませぬが、併し強ち左様には今日の實際に於て斷定は出來ないと云ふことも、更に申上げたのであります、それは何故かと申せば、政黨の勢力の分布の狀況は一府縣を通じて一様にございませぬ、南部の方には甲黨が勢力があり、北部の方には乙の黨が勢力があると云ふことが、今日の實況でございまするから、小選擧區制になるが爲に少數黨は却つて利益のある場合もございます、又小選擧區制の時分には少數黨が比例的に選擧されない、それだから之を大選擧區に改める、其例として少數黨が却つて利益を得て居ることがある利益と云ふことは少數黨の方がより以上の議員を選出する、即ち黨の勢力に比較して不均衡である、是が小選擧區を改めて大選擧區にする所以であると云ふのが、現行法に改められる時の理由の一つであります、即ち半面から申しますれば、小選擧區必しも少數黨の不利益にならないと云ふことになります。

○男爵高木兼寛君 本案の特別委員を十八名と定めて御選定あらむことを希望いたします。

○男爵石黒忠悳君 贊成いたします。

○議長(公爵德川家達君) 本案の委員の數を十八名とする高木男爵の動議に、同意の諸君の起立を請ひます.

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半數と認めます、特別委員の氏名を、書記官をして朗讀を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

衆議院議員選擧法中改正法律案特別委員

侯爵德川賴倫君	伯爵清棲家教君
伯爵松平賴壽君	男爵小澤武雄君
平山成信君	子爵前田利定君
子爵板倉勝憲君	松室致君
男爵中川興長君	有松英義君
男爵南岩倉具威君	男爵東鄉安君
石渡敏一君	澤柳政太郎君
伊澤多喜男君	江原素六君
鎌田勝太郎君	横山章君

○伯爵松浦厚君 時局の影響に因る地方税制限擴張に關する法律案の特別委員會を開きたいと思ひます、是れより其特別委員だけの退場を御許しを願ひます

○議長(公爵德川家達君) 松浦伯爵の要求に對して御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、此際諸君に御諮りを致して置きますが、他にも常任委員會若くは特別委員會を本會議中に開會したいと云ふ要求がございましたなら、議長に於て差支ないと認めます限り許可を致して宜しうございますか、豫め諸君の御意見を伺つて置きますと、大に便利になると存じます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、議長に於て左樣御取計ひます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第四、大正六年法律第六號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため玆に載錄す〕

大正六年法律第六號中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月六日

右特別委員長　侯爵蜂須賀正韶

貴族院議長公爵德川家達殿

〔侯爵蜂須賀正韶君演壇に登る〕

○侯爵蜂須賀正韶君　大正六年法律第六號中改正法律案の委員會の經過及結果を御報告いたします、本委員會に於きましては、委員會は前後二回開きました去る四日及六日でございました、委員會に於きましては、委員一同本案には誠に同感でございまして全會一致を以て可決いたしましたのでございます、本案は軍人の恩給に關係いたしましたものでありまして、大正六年法律第六號では明治四十四年四月以前に恩給を受けて居ります者に、現在行はれて居る恩給額を給したいと云ふことで、其際は財政の都合上全額を給する譯にいかないので、大正七年一月より五箇年に亘る年割額の規定がそれに添ふて居るのであります、所が段々物價は騰貴する、下級者で即ち下士卒の低い恩給を受けて居る者が生計に困難する事情もあり、傍々政府は年割額の規定を改正しまして四月一日より全額を給したい、斯う云ふのが改正の趣意であります、委員會に於きましては、段々御質問がありましたが、其中で四月の一日に改正と云ふ事は、寧ろ大正八年一月一日とした方が宜いのではないかしら、僅か三箇月分の經費としてはさう大した事ではあるまいし、又法律は既往に遡らずとは申しながら、是は唯だ政府の都合上、五箇年の年割額の規定を拵へたのであるから、左程困難な事でもあるまいがと云ふ質問も出ましたのでございましたが、政府委員の方に於きましては、一月一日からと云ふ事に致すと、追加豫算の財源に困る、それと四月一日からと云ふ事で漸くと此案が出來上がつた譯であるから、是は已むを得ないのであるから、其儘にして貰ひたいと云ふことでありました尙ほ委員の御一人から、名譽進級された者に名譽進級された當時、其階級の恩給を給する譯には今までなつて居らぬので、どうぞ將來は名譽進級されたら、其階級の恩給を給與するやうにしたいと云ふ、斯う云ふ希望がありました、又今一つは一體政府は、此恩給法で現在の事情に鑑みて、下級者即ち下士卒あたりの低い恩給で、滿足して居らるゝのであらうかと云ふ御問ひが出まして、是れは餘り充分であるのではない、斯う云ふ政府委員からの御答辯がありましたものですから、最も附加へて希望として述べるが、どうぞ近き將來に於て是が改正を行はれて、而して成るべく低い恩給者に、厚く恩給を給するやうな方法が付くならば、尙ほ宜しいがと云ふことの希望を述べられましたことでございました、右御報告致します。

○男爵山內長人君　唯今議題になつて居ります法律案は洵に簡單明瞭な案であります、而して此法案に關係致しまする請願は、本院へ數十通既に提出になつて居ります、當院に於きましては願意の大體は採擇すべきものとして、政府に御送付になりましたこと既に四回に及ぶと考へます、故に讀會を省略して可決確定あらむことを希望致します。

○男爵高木兼寛君　贊成致します。

○男爵小澤武雄君　贊成。

○男爵藤井包總君　讀會省略に贊成。

○男爵中川興長君　贊成。

○男爵內田正敏君　贊成。

○男爵佐竹義準君　贊成。

○山脇玄君　贊成。

○伯爵柳原義光君　贊成。

○加太邦憲君　贊成。

○男爵西紳六郎君　贊成。

〔其他「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　山內男爵の讀會省略の動議に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　三分の二以上と認めます原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第五、史蹟名勝天然紀念物保存法案、侯爵德川賴倫君外六名發議、第一讀會

史蹟名勝天然紀念物保存法案

右貴族院規則第六十四條に依り提出候也

大正八年三月八日

發議者

侯爵德川賴倫　男爵小澤武雄
男爵石黑忠悳　男爵目賀田種太郎
男爵阪谷芳郎　三宅秀
水野錬太郎

贊成者

侯爵蜂須賀正韶　侯爵德川圀順
侯爵細川護立　侯爵佐々木行忠
伯爵吉井幸藏　伯爵松木宗隆
伯爵廣澤金次郎　伯爵大木遠吉
伯爵松平賴壽　子爵伏原宣足
子爵山口弘達　子爵土方雄志
子爵舟橋遂賢　子爵實吉安純
子爵樋口誠康　子爵東坊城德長
子爵靑木信光　子爵牧野忠篤
子爵伊集院兼知　子爵前田利定
子爵西大路吉光　子爵井上匡四郎
子爵榎本武憲　子爵豐岡圭資
子爵伊東祐弘　子爵片桐貞央
子爵野村益三　子爵八條隆正
男爵高木兼寛　男爵山中信儀
阿部浩　大山綱昌
男爵中川興長　男爵村上敬次郎
和田彦次郎　河村讓三郎
男爵宇佐川一正　男爵高千穗宣麿
男爵名和長憲　男爵西紳六郎
男爵太秦供康　男爵阪井重季
男爵內田正敏　男爵肝付兼行
男爵南岩倉具威　男爵山內豐政
男爵小早川四郎　男爵船越光之丞
男爵千秋季隆　男爵北大路實信
男爵伊丹春雄　男爵長松篤棐
男爵神山郡昭　男爵楠本正敏
男爵清水資治　男爵横山隆俊
男爵二條正麿　男爵藤堂高成
男爵辻太郎　谷森眞男
藤田四郎　加太邦憲
阪本釤之助　高田早苗
菅原通敬　高橋作衞
鎌田榮吉　星島謹一郎
鎌田勝太郎

貴族院議長公爵德川家達殿

史蹟名勝天然紀念物保存法

第一條　本法ヲ適用スヘキ史蹟名勝天然紀念物ハ內務大臣之ヲ指定ス

前項ノ指定以前ニ於テ必要アルトキハ地方長官ハ假ニ之ヲ指定スルコトヲ得

第二條　史蹟名勝紀念物ノ調査ニ關シ必要アルトキハ指定前ト雖當該吏員ハ其ノ土地又ハ隣接地ニ立入リ土地發掘障碍物ノ撤去其ノ他調査ニ必要ナル行爲ヲ爲スコトヲ得

第三條　史蹟名勝天然紀念物ニ關シ其ノ現狀ヲ變更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第四條　內務大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ關シ地域ヲ定メテ一定ノ行爲ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令若ハ處分又ハ第二條ノ規定ニ依ル行爲ノ爲損害ヲ被リタル私人ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

第五條　內務大臣ハ地方公共團體ヲ指定シテ史蹟名勝天然紀念物ノ管理ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ管理ニ要スル費用ハ當該公共團體ノ負擔トス

國庫ハ前項ノ費用ニ對シ其ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

第六條　第三條ノ規定ニ違反シ又ハ第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮若ハ拘留又ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

附　則

本法施行ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
古社寺保存法第十九條ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

「水野錬太郎君演壇に登る」

○水野錬太郎君　唯今議題に上りました史蹟名勝天然紀念物保存法案に付きましては、私も提出者の一人でありまするが故に、簡單に此法案の趣旨を説明致したいと思ふのであります、申すまでもなく我國は三千年に近い特殊の歴史を有つて居るのであります、其歴史を有つて居ります國と致しまして、各地方に於きまして歴史上由緒あり、且つ又國家の精華とも見らるべき所の幾多の史蹟名勝、其他各般の紀念物が存在して居るのであります、是等の史蹟、紀念物等は、國の歴史を偲び、國家の精華を發揚するに於て最も有力にして且つ必要なるものであると云ふことは申すまでもないことであります、故に斯る史蹟、紀念物等を永遠に保存すると云ふことは、國家思想を發揚し國民性を涵養することに於て、最も力あるものと考へるのであります、御承知の如く歐米諸國に於きまして、其國の歴史を偲ぶ所の史蹟、紀念物等に對しましては、國並に公共團體及國民が皆是に對して相當の費用を拂ひ、是が保存に努めつゝあると云ふ實況であります、現に亞米利加の如き新造國に於ては新に歴史上由緒ある土地其他の史蹟を製造致しまして之を保存し、之を永遠に傳へると云ふことを以て國の誇りとして居る位であります、我國に於きましては是等のことに對しまして、大に意を用ひつゝあると云ふことは事實であります、けれども是に對する特殊の法制がありませぬが爲に、十分なる効果を收めることが出來ない、是は實に御互に遺憾として居る所であります、幸に明治三十年に古社寺保存法なるものが制定せられまして、歴史上由緒あり若くは美術の模範となるべきものを、特に保護する所の制度が立つたのであります、けれども是等の法律に依つて支配せられて居りまするのは、寺の建造物若くは寶物に過ぎないのであります、之に對しましては、或は特別保護建造物として、或は國寶として、是が維持に努めて居るのでありまするが、是亦固より結構なことでありまするけれども、其以外に於きまして、尚ほ史蹟、名勝、紀念物が幾多存して居ると云ふことは、是亦申すまでもないのであります、是等のものに對しましては、今日法制を以て之を保存する制度が立つて居らない、夫でありますからして、時には破壞し、時には湮滅せらるゝ虞があるのであります、幸に史蹟名勝天然紀念物保存協會と云ふ私設の會があります、此所に御出での德川頼倫侯を會頭として居る會がありまして、是等の調査に從事せられつゝあるのであります、併ながら是は固より一私立團體に過ぎない、是等のものを保存し、特別の保護を與ふるに付きまして法が備はつて居りませぬが爲に、知らず知らずの中に湮滅し若くは破壞せらるゝと云ふ狀勢があるのであります而して是れ等のものが一度び破壞せられ、一度び湮滅せらるゝに於きましては、之を恢復すると云ふ事は極めてむづかしき事になるものであります、左樣の次第でありますから、今日に於きまして是が保存を爲すと云ふことは、最も必要なことゝ考へるのであります、此趣旨を以ちまして茲に此法案を提出いたしまして、斯る由緒ある歴史上の昔を偲ぶことを得る所の史蹟、名勝、天然紀念物に對しましては、國法が之を保護し、必要なる場合には是等のものに對しまする行爲を制限し、禁止し、以て是等のものを永遠に傳へると云ふのが此法案の大體の趣旨であるのであります、私共は今日に於きましては時機或は遲きの憾がある位に考へるのであります、尚ほ今日に於きまして斯る法を制定いたしまして、願くば是等のものを永遠に保存いたしたいと云ふ考を有ちました次第であります、大體の趣旨は今申す通りの次第であります、若し幸に特別委員等に御付託になるやうなことがありましたならば、詳細のことは尚ほ委員會に於て申述べたいと思ふのであります、どうぞ御贊成あらむことを切望いたします。

○矢口長右衛門君　質問を致したうございます、唯今の發案者に對しまして一言の質問を致しまするが此史蹟、名勝と云ふことは、此字句を見て何人も了解し得られます、而して天然紀念物と云ふ文字がございますが、此文字に對して紀念物と云ふ理由は詳細に説明されましたが、天然と云ふことに付て何等の解釋も與へて下さいませぬ、天然紀念物とは如何なるものであるか、字句の上から申しまれば、天然に紀念される物と云ふことが分つて居りますが、果して實物は如何なるものであるか、實蹟は如何なるものであるか、紀念物と云ふ御説明はありましたが殊更に天然と云ふ二字を使ひました、及二三の實例に付て御説明を願ひたうございます。

○水野錬太郎君　此席から御答へいたします、天然紀念物と申しまするのは、文字それ自身が現して居りまするが如く、天然物にして紀念すべきものと云ふことでありまして、例へて申しますれば、大きな木とか、或は其他特殊の動物と云ふものがありまして、さう云ふやうな物が歴史上特殊の由緒を有つて居るものがある、是は各地方等に於きましても御覽になりまするが如き昔から由緒のある所の巨木、大樹と云ふものがありまして、是等のものは相成るべくは保存を致したい、斯う云ふ趣旨なのでありますさう云ふやうな意味を以ちまして、天然紀念物と云ふことを、今日は通稱として用ひて居る次第であります。

「阪本釤之助君發言の許可を求む」

○男爵小澤武雄君　本案は關係する所が廣くございまするし又相當質問もあることゝ思ひますから、此際議長指名の特別委員に付託して審査を進められむことを希望いたします、諸君の御贊成を願ひます。

○議長(公爵德川家達君)　阪本君に伺ひますが、質問でございましたか。

○阪本釤之助君　ちよつと質問です。

○議長(公爵德川家達君)　宜しうございます。

○阪本釤之助君　大した事でもありませぬが、近頃領收いたしまする案には、多く主務大臣と書いてありまするが、本案は内務大臣と書いてあります、格別深い趣旨はなからうと思ひますが、若し内務大臣と云ふ事に何か御意味がありますならば御説明を請ひたいと思ひます、若し深い意味がありませぬならば、委員會でも成立ちましたならば、矢張り近頃の例に依つて主務大臣と御改めになつた方が宜からうと思ひます、氣付きました故に、御注意旁々一應御尋ねいたしたいと思ひます。

○水野錬太郎君　主務大臣と書く法例もあります、又特に其法案の内容の明かなりまするものは、主務大臣を法律に明かにして居る法制もあるのであります、而して此法律案は内務大臣の所管に屬すべきことは明かでありまするが故に茲に内務大臣と云ふ風に明瞭に書いたのであります、併ながら若し之を主務大臣と書いた所で一向差支ない、唯々主務大臣と書きますれば、更に勅令を以て主務大臣を指定しなければならぬことになりまするから、斯る明かなものに對しては必ず主務大臣と書く必要はないが、内務大臣と書いた所で別に差支ないと云ふことで、斯く書いた次第であります。

○議長(公爵德川家達君)　小澤男爵に伺ひますが、特別委員の數は通例の九名で宜しうございますか。

○男爵小澤武雄君　左樣です。

「山脇玄君發言の許可を求む」

○議長(公爵德川家達君)　山脇君は……

○山脇玄君　唯今の議長指名の特別委員に付すると云ふことに贊成いたします。

○議長(公爵德川家達君)　小澤男爵の此法案を特別委員に付託すると云ふ説に、御異存ございませぬか

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、特別委員の氏名を書記官をして朗讀を致させます。

「岡書記官朗讀」

史蹟名勝天然紀念物保存法案特別委員

服部　一三君　　子爵大給　近孝君
子爵松平　乘長君　　黑岡　帶刀君
男爵阪谷　芳郎君　　岡田　良平君
水野錬太郎君　　三　宅　秀君
土田　萬助君

○議長(公爵德川家達君)　日程第六、工業原料植物研究所設置に關する建議案、侯爵德川頼倫君外六名發議、會議、建議案を朗讀いたさせます。

「成瀬書記官朗讀」

工業原料植物研究所設置に關する建議案

右貴族院規則第六十四條に依り提出候也

大正八年三月八日

發議者
侯爵　德川　頼倫　　伯爵　林　博太郎
子爵　榎本　武憲　　古市　公威
谷森　眞男　　三　宅　秀
石渡　敏一

贊成者
侯爵　蜂須賀正韶　　伯爵　柳澤　保惠
伯爵　廣澤金次郎　　伯爵　大木　遠吉
伯爵　柳原　義光　　伯爵　松下　頼壽
伯爵　小笠原長幹　　男爵　小澤　武雄
平山　成信　　子爵　山口　弘達
子爵　松平　康民　　子爵　實吉　安純

子爵 松平直平　子爵 青木信光
子爵 牧野忠篤　子爵 酒井忠亮
子爵 前田利定　淺田德則
男爵 石黒忠悳　高崎親章
男爵 中川興長　河村讓三郎
男爵 武井守正　男爵 內田正敏
男爵 肝付兼行　男爵 山內長人
男爵 若王子文健　男爵 德川厚
男爵 眞田幸世　男爵 安場末喜
男爵 坪井九八郎　男爵 赤松範一
藤田四郎　仁尾惟茂
伊澤多喜男　高橋作衞
大谷嘉兵衞　鈴木摠兵衞
石橋謹二　鎌田榮吉
鎌田勝太郎　矢口長右衞門
橋本辰二郎　高橋隆一
島定治郎

貴族院議長公爵德川家達殿

工業原料植物研究所設置に關する建議

近時工業用の植物原料の缺乏日に甚しく之を等閑に付するときは將來國內の生產力を減損するの虞あり因て政府は速に工業原料植物研究所を設け以て原料植物に關する研究を行はしめ汎く利用及供給の途を講せしめむことを望む

右建議す

〔三宅秀君演壇に登る〕

○三宅秀君　本員も建議案提出者の一人でございまするから、簡單に此建議を致しまする由來を一言致しまして、續いて一大研究所を設立いたさなければならぬと云ふ事の必要、並に此研究所で致しまする研究事項の一二を申上げたいと思ひます、勿論今日のことでございまするから、成るべく簡單に要點のみを申述べる積りでありますが、事の起りは矢張歐羅巴で、數年に亘りまする大戰が本でございまする歐羅巴で大戰が起りまして以來、各國で敵も味方も先づ最初に研究を實行をし致して居りますることは兵器及糧食の供給などに付て、敵も味方も研究を致して居ります、私も自分で被服並に糧食のことに付きまして、聊か外國で致して居りますことや、或は日本古來の糧食などのことに付きまして取調べを致して居りまして、就中、漢土並に本邦自國で研究の積んで居りまするのは、彼の救荒植物なるもので、凶歳の時に食物に窮乏いたした時に、どう云ふものを以て食物の足りないのを補ふか、或は如何なるものを以て主食の代用にするかと云ふやうな研究は支那傳來で、日本でも十分さう云ふやうな研究は出來て居りますから、それ等の古い物を調べて居りまする際に、彼の飢年要錄と申しまする書物を讀んで居りますると、其中に偶然にも四木三草の培養を怠るなと云ふことを庶民に示してございます、此四木とございますのは桑の木、茶の木、楮の木それから漆の木でございます、それから三草と申しまするのは被服の方に使ひまする所の麻と綿と染草に使ひます藍で、此三つのものと上記の四つの種類の木の栽培を平日怠るなと云ふことが示してございます、饑饉の時の必要な植物等を書いてありますものの中に、唯今申しました所の四木、三草と云ふものは皆工業用の植物でありまして、直に取つて吾は食ふことの出來ぬものでございます、饑饉の時ですから食ふことが第一だらうと思つて居りますと、其饑饉の植物に工業用の植物が擧げてございますから、國が貧しくなりますと被服其他のものに、同時に注意が注がなければならぬものと云ふことを大いに悟りまして昔の爲政者は深遠高崇なる所へ注意が屆いて居ると云ふことを深く感じまして、是は食物の供給ばかりに汲々として居るものでない、工業用の植物類と云ふものを特に研究して居ることが、日本には是まで乏しいやうに存じて居ります、歐羅巴でも近頃になりまして、食糧の代用品などを研究し始めた位でありますから我國では古くからやつて居りますことではございますけれども、工業用の植物などの研究が至つて乏しうございますから、晏然として居ては、此建議案の最初に書いてあります通りに、追々殖產工業のことが進んで參りまして、原料に構はぬで置いては、原料の缺乏を來して遂に殖產工業の途と云ふものは、獨りでに潰れる、獨りでに衰亡に傾くと云ふことがございますから、速に斯う云ふことの研究をするを必要とする、歐羅巴邊りでやつて居りまする眞似をするやうでありますけれども、遲ればせながらも今日一日も忽にすることが出來ぬ、即ち戰後經營の一つと致して、緊急缺くべからざることゝ存じまして、此建議案を提出いたした譯であります

そこで此研究所の設立のことに付きましては、理化學研究所と云ふものが近頃設置になりましたが、此理化學研究所と云ふ所は頗る高尚な學理を攻究いたして、それに基いて實地の應用の研究をする場所で而も國庫からも其補助が出まして官民一致で拵へてございまする、で吾々の希望して居りまする所の此研究所で研究する仕事は、唯一私人などが企てまして小さい極く幅の狹い工業用の植物原料を研究すると云ふやうな事でなくして、廣く專門中の專門家が集まりまして、種々の方面に向つて原料となるべき所の植物の研究を致したいと考へて居ります、從つて一私人の計畫いたしました小規模の研究所では迚も斯う云ふ有力な人々を集めると云ふことも出來ませず、又已の目的とする狹い物質上に付ての研究を致して居て、廣く諸方面に亘つて研究をすると云ふことが出來ませぬから、是非とも一大官立研究所と云ふものを建てなければならぬと云ふことを感じた次第であります、次に範圍は今申上げました通りに諸方面に亘つて、至つて廣く研究を致す筈でありまするが、高尚なる專門的の學理を以て研究いたしませぬと云ふと、例へば代用の品、代りになるべき品を研究いたすことに付きましても、餘程廣く手を擴げて材料を集めて比較研究を致さぬければなりませぬ、是までは物資の缺乏を告げました時分には、其品物の適否に攻究遑あらずして、何でも取つて以て代用品に使ふと云ふやうな嫌ひがございましたが、此度出來る所の研究所に於きましては左樣な淺薄な考でなくして、適所に適材を用ひると云ふやうなことに致して、餘程高遠な所の學識を以て研究を致して、今まで使つて居りました所の材料が惡いと分りましたならば、又新しき別の品物を以て代用にする或は今まで使ひ來つて居りまする所の材料が、追々品が落ちると云ふやうなことでありましたならば、植物學の學理を以ちまして、之を培栽する所の方法までも細かに研究する、と斯う云ふやうなことを企てゝ居りまするのでございます、それ故に此理由書の中では利用の方法を改良いたしまするもの、或は又總て其物質の特性を檢し其繁殖を圖り利用を講じと云ふやうに細かに色々な諸方面に亘りまして、是等の研究を致しまするのでございます、餘り低い程度の學問を以て致すことの出來ない高い……一層高い所の研究所に致したいと云ふ考でございます、私の此案を提出いたしまするに付て、ちよつて思付きましたことがございますから、それを此處へ申添へて置きたいと存じまするが、前述べました如く、草木の類ならば誰も氣が付いて居りまするが、我國に在つて歐羅巴などにございませぬ彼の竹の事であります、竹のことに付て私が一つ氣の付きましたのは竹と云ふものは凡そ六十年目にして花が咲いて竹の根が枯れて仕舞ひます、而も此六十年目に花が咲いて根が枯れて仕舞ひまする場合には、例へば孟宗竹の枯れる年もございまするし、眞竹の枯れる年もございまする、で花が出來て實が生つて、さうして其實からして竹を實生で養ひ立てまするのにはなかなか大きな孟宗竹の……大きな筍が三年や五年で出來るものではございませぬから、此三年、五年の間には此工業用に供する所の竹材と云ふものが地を拂つて無くなりまする、此處にありまする東京の竹は枯れても西京の竹が枯れないと云ふ具合だと都合が宜しうございますけれども、今の所では日本全國は申すに及ばず、海を跨いで大陸の方にございまする竹までも凡そ六十年目に參りますと云ふと、孟宗竹などゝ云ふものも皆品切れになつて仕舞ふ筈であります、さうして見まするると竹並に竹の皮を以て、工業を營なんで居りまする者は、二三年間と云ふものは商賣を止めて居らなければならぬと云ふやうな譯になりまするのでどうか致して研究を致して、遺傳の研究とか、或は其他培栽の法に依りまして、六十年目に花の咲くものは致方ありませぬが、此處の場所の竹は枯れても他の場所の竹は枯れない即ち國內全滅と云ふやうな災ひに罹らぬやうな工夫が、研究所に付きまするならば、大變に國家の利益なりと思ひます、是は私が唯偶然に考へ付きました研究の材料の一つなのであります、それから今一つ此竹に付て申しますれば、丁度此前に出來ました所の天然紀念物保存會の方の保存法に關聯して居りますることでございます、日本にございます極く面白い既に工業に依つて細工されたるものであるかの如き彼の雅致のある斑竹と云ふものがございまする、斑らになつたものがございまする、此斑らになりました斑竹などは支那にはございませうが、殆ど日本、支那邊りの特產物でありまして、其中にも最も一種の……絕滅されては困るやうな斑竹などがございまする、是等は天然紀念物の……先刻矢口君ですかの御尋ねになりました天然紀念物の例の一つであります、是非共是は保存を圖らなければならぬ、隨つて保存を圖

つたら之を利用しないといかぬと云ふと、丁度彼の法案と此建議案と相俟ちまして天然紀念物の竹の枯れないやうにして、さうして日本の國產として、外國にでも輸出になり誇ることが出來る、斯う云ふやうに保存と利用と相俟つて働くと云ふのには、外國で眞似の出來ませぬ竹などが最も宜い例ではないかと存じましたからちよつと其事を申して置きまするそれから又皆さんの御氣の付かれませぬ事を今一つ申加へて置きたいと思ひます、今の斑竹と云ふものの出來まするのは……どうして竹の肌に麗はしい斑紋を生ずるかと申しまするど、是は通例申して居りまする「バクテリヤ」とか「バチルス」とか云ふやうな極く細かい細菌が出來まして斑らを拵へるのであります、醫者の口から申しまするど「コレラ」だの結核だのと云ふやうな「バチルス」は、何時でも恐ろしい「バチルス」とのみしか話は致しませぬが私は國家に有益なる所の「バチルス」の御吹聽を茲に申して置く積りであります、唯今の斑竹なとの出來まするのは、全く黴菌が出來まして、さうして其黴菌が面白い斑紋を造つたものでありまするから、黴菌もなかなか國家に有用なものが出來ます、それから此研究所に附帶して居りまする研究の一つは酒醬油、味噌等の釀造に用ひまする酵母、即ち醱酵を促します所の細菌類も、此研究所で十分に致す積りであります、今大藏省の釀造試驗所で酵母を純正培養いたして、さうして酒を造りまするから、善い酒が百發百中でありますけれども、尙ほ此上どれ程か酵母の研究など、云ふことに手を擴げて行きましたならば、更に簡便なる更に有益なるものなども、追追發見を致しまするでございませう、又黴菌も自然に任せて置きますると、段々惡變いたしまするけれども、それを惡變いたさせないやうに喰止め、何時でも精良なる品にして貯へると云ふやうな研究も、斯の如き工業用植物研究所で致すのであります、植物研究所と云ふものを申立て、出來た上では、大きな家屋や船艦、橋梁等を造るやうな大きな材木ばかり拵へるのや、或は又吾々の日常食する所の食物又は醫藥などのやうな色々のものに研究を及ぼしまするのも勿論のことであります、幸にして之を委員にでも御付託になりまする場合には、まだ澤山私も調べて御話する材料も持つて居りますが、是は委員會等で御話をすることに致して、ちよつと皆さんの御氣の付かれなからうと云ふ、顯微鏡で見なければ見えないやうな黴菌までも此研究所で研究をして貰ひたいと云ふ考で、餘ほど廣く普く目を通して建議案を提出いたしました積りでございます、國家に取りましては一日も忽せにすることの出來ない研究所と心得まして提出いたした譯でございますから、何卒御贊成を願ひたうございます。

○男爵高木兼寛君　本建議案に對しまして、政府當局者の御意見は如何なものでありませうか、幸ひ農商務大臣が御出席のやうでありますから、之に對して御意見を伺ひたい

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣（山本達雄君）　政府に於きましては、是までこの工業の原料となるへき植物の研究に付きましては、農商務に於て農務局又は山林局などに於きまして、色々調査を致して居ります、而して調査を致しましたる結果は其度毎に印刷に付しまして、それぞれ世の中に公けにし、又は講演などを致して居るやうなことは相顯に今日までやつて居るのでございます、併ながら此ものを如何にして之が行くかと云ふことの實際に當嵌めまして試驗、研究をなすことに付きましては、十分なる機關を有つて居らぬのでございます、斯の如きことは、今日の進運に於ては、研究が必要のことであると云ふ考へを有つて居ります、今の建議案に付ては、今日の時勢に於ては必要なることと承知して居ります。

○男爵小澤武雄君　本案は發議者の審かなる說明もあり、又唯今政府の意嚮も御分りになつたやうでありますけれども、此事柄たるや、時勢の要求に應じて發議になつた所であるが、併し研究をする途は最も險からうと思ひまするので、此際特別委員に付託して十分なる審査をせしめられむことを希望します而して其特別委員は九名として議長に御選任を願ひたいと存じます。

○男爵高木兼寛君　特別委員に付せられることに贊成します

○議長（公爵德川家達君）　特別委員に付託する說に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

工業原料植物研究所設置に關する建議案特別委員

伯爵津輕英麿君　子爵永井尙敏君
子爵井上匡四郎君　男爵高千穗宣麿君
古市公威君　男爵平野長祥君
谷森眞男君　高橋琢也君
平尾喜三郎君

○議長（公爵德川家達君）　日程第七、下關港修築の請願、會議。

〔左の意見書案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

意見書案

下關港修築の件

山口縣下關市大字上田中町士族公吏不破彥麿外四百二十三名呈出

右の請願は下關港に於ける內外貿易の發展は近時著しきものあるのみならす戰後東洋及南洋に於ける各國貿易の活躍は同港をして一大貿易港たるの設備を有せしむるを必要とすること明なるを以て政府の計畫として小戶の瀨戶を閉鎖し下關彥島間の海底を浚渫し內務省の施工に係る埋立地並沿岸一帶を整理して大船の碇泊に適するやう同港を修築せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

○議長（公爵德川家達君）　請願委員長報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第八、喫煙取締法制定の請願、會議、第九、八戶町より久慈町を經て野田村に達する輕便鐵道敷設の請願、會議、第十、天鹽線を稚內より起工速成の請願、會議。

意見書案

喫煙取締法制定の件

廣島縣比婆郡山內西村商山中武右衛門呈出

右の請願は目下喫煙の取締完全を缺き殊に公衆の集合する寄席劇場等に於て其の甚しきを見る故に是等の場所に於ては必す一箇以上の喫煙室を設けしめ其の設備なき所に於ては喫煙を禁止する等相當の取締法を制定せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

八戶町より久慈町を經て野田村に達する輕便鐵道敷設の件

岩手縣九戶郡久慈町平民農晴山重三郎外百五十九名呈出

右の請願は青森縣下八戶町より岩手縣下久慈町を經て野田村に達する輕便鐵道を敷設するは沿岸地方の產業を開發するは勿論野田村に鄰接する下閉伊郡北部各村に多大の便益を與ふるを以て速に之を實行せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

天鹽線を稚內より起工速成の件

北海道宗谷郡稚內町商廣澤惣吉外百七十六名呈出

右の請願は北海道天鹽線は起點音威子府より起工し大正十三年度を以て完成の豫定なるも同地方面は天鹽川の斷崖に沿ひ工事至難なるを以て同鐵道の速成を期する爲該工事費を分割し終點稚內よりも工事を施行し且完成期限を大正十年度とせられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

〔男爵高木兼寛君發言の許可を求む〕

○議長（公爵德川家達君）　高木男爵は何ですか。

○男爵高木兼寛君　是は委員長に質問いたしたうございます、此第八喫煙取締法制定の請願に就て……

○議長（公爵德川家達君）　宜しうございます。

○男爵高木兼寛君　委員長に御尋ねいたしますが、是は如何なる取締をなされたいと云ふことが請願になつて居りますか、一言で分るやうに出來ますならば御答を願ひたい。

○侯爵細川護立君　此請願文書表に在る通り……

○議長（公爵德川家達君）　第八より第十迄の請願は採擇いたして御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第十一、大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の請願、第十二、帝國在鄕軍人會國庫補助の請願、會議。

意見書案

大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の件

山梨縣東山梨郡春日居村豫備役陸軍步兵中尉
蘆澤龜藏外百八十六名呈出（十五通）

右の請願は大正六年法律第六號を以て軍人恩給法を改正して恩給を受くるの事由か明治四十四年三月以前に生したると同年四月以後生したるとに依り支給額を異にするの不公平を除去せられたるも尙扶助料は大正九年分より退職恩給又は免除恩給は同十一年分より初めて增加せられたる金額を給せらるるは物價の暴騰せる今日に於て受領權利者の甚苦痛とする所なるを以て大正八年一月より十二月迄の分より增加せられたる金額を支給せらるるやう同法附則第五項及第六項を改正せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

帝國在鄕軍人會國庫補助の件

福井縣敦賀郡敦賀町平民吳服商天野市松外三十九名呈出

右の請願は帝國在鄕軍人會は軍人精神の鍛錬と軍事知識の增進とを圖るを以て目的とし國防上最重視すへきものなるに拘らす其の經費は主として會員の醵金に俟たさるへからす斯の如きは同會をして健全なる發達を遂けしむる所以にあらさるを以て同會に對し其の基本金として相當の金額を國庫より補助せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

○男爵高木兼寛君　此第十一の大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の請願と、本日の議事日程に上りましたる第四とは、其內容が異つて居る譯でございませうか、委員長に御說明を願ひたい。

○侯爵細川護立君　此內容は少し異なつて居ります先刻蜂須賀委員長が御報告の際希望を述べられましたが、即ち此度の法律案は大正八年四月一日でございますが、此請願は大正八年一月一日となつて居りますから、其內容は違つて居ります、此法律案より一歩進んだ請願であります。

○議長（公爵德川家達君）　是等の請願は請願委員長報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、次の議事日程は決定次第御通知に及びます、本日は是で散會。

午後二時十八分散會

○大正八年三月十三日（木曜日）

午前十一時五分開議

議事日程　第十七號

第一　相馬哲平君、津村紀陵君請暇の件
第二　醫師法中改正法律案（政府提出）　第一讀會
第三　執達吏規則中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會
第四　執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會
第五　煙草專賣法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會
第六　織物消費稅法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會
第七　史蹟名勝天然紀念物保存法案（侯爵德川賴倫君外六名發議）　第一讀會の續（委員長報告）
第八　佐藤友右衛門君選擧爭訟の件（資格審査委員長報告）　會議

○議長（公爵德川家達君）　是より報告を致させます

〔岡書記官朗讀〕

去る十日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

大正六年法律第六號中改正法律案

同日本院に於て採擇すへきものと議決したる下關港修築の請願外五件の請願は各意見書を附し即日之を政府に送付せり

同日可決したる議員子爵三島彌太郎君に對する弔辭は即日之を贈れり

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

大正七年勅令第三百七十三號（承諾を求むる件）外二件特別委員會

委員長　伯爵柳澤保惠君
副委員長　山脇玄君

同日資格審査委員長より佐藤友右衛門君選擧爭訟の件報告書を提出せり

一昨十一日政府より左の法律案を提出せり

醫師法中改正法律案

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

執達吏規則中改正法律案
執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案

同日衆議院より左の法律案を提出せり

煙草專賣法中改正法律案
織物消費稅法中改正法律案

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

衆議院議員選擧法中改正法律案特別委員會

委員長　侯爵德川賴倫君
副委員長　伯爵清棲家教君

大正七年法律第三十七號中改正法律案特別委員會

委員長　侯爵佐々木行忠君
副委員長　石塚英藏君

史蹟名勝天然紀念物保存法案特別委員會

委員長　服部一三君
副委員長　子爵大給近孝君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

史蹟名勝天然紀念物保存法案修正報告書

昨十二日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

度量衡法中改正法律案特別委員會

委員長　子爵冷泉爲勇君
副委員長　男爵山川健次郎君

○議長（公爵德川家達君）　是より會議を開きます、日程第一、相馬哲平君、津村紀陵君請暇の件、相馬君病氣に付き會期中、津村君病氣に付き九日間の請暇でございます、何れも許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第二、醫師法中改正法律案、政府提出、第一讀會本日も御異議がなければ、通牒文の朗讀は省略を致したく存じます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

〔左の提出文及議案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す〕

醫師法中改正法律案

右
勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正八年三月十一日

內閣總理大臣　原　敬
內務大臣　床次竹二郎

醫師法中改正法律案

醫師法中左ノ通改正ス

第一條中「帝國大學醫科大學醫學科」ヲ「大學令ニ依ル大學ニ於テ醫學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者」ニ改ム

第二條中第一號ヲ左ノ如ク改メ第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號トス

一　六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

第三條中「禁錮」ヲ「六年未滿ノ懲役若ハ禁錮」ニ改ム

第八條　醫師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ郡市區醫師會ヲ設立スヘシ

郡市區醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣醫師會ヲ設立スヘシ

郡市區醫師會及道府縣醫師會ハ法人トス勅令ノ定ムル所ニ依リ醫事衞生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第九條　郡市區醫師會ハ命令ニ別段ノ定アル場合

ヲ除クノ外郡市又ハ北海道若ハ沖繩縣ノ區ヲ區域トス

公私立ノ診察所若ハ治療所又ハ其ノ出張所ニ於テ診察又ハ治療ニ從事スル醫師ハ其ノ診察所、治療所又ハ出張所ノ所在地ヲ區域トスル郡市區醫師會ノ會員トス

第九條ノ二　道府縣醫師會ハ道府縣ヲ區域トス

道府縣內ニ在ル郡市區醫師會ハ其ノ道府縣ヲ區域トスル道府縣醫師會ノ會員トス

第九條ノ三　前二條ニ揭クル會員ノ外郡市區醫師會又ハ道府縣醫師會ノ會員ト爲ルコトヲ得ル者ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條ノ四　郡市區醫師會又ハ道府縣醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會員ヨリ徵收スヘキ收入ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九條ノ五　前五條ニ規定スルモノノ外郡市區醫師會及道府縣醫師會ノ設立ノ手續、機關ノ組織經費ノ負擔、監督、會員ノ懲戒其ノ他必要ナル事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條中「第二條第一號又ハ第三號」ヲ「第二條各號ノ一」ニ、「禁錮」ヲ「六年未滿ノ懲役若ハ禁錮」ニ、「第二條第三號」ヲ「第二條第二號」ニ改ム

第十一條中「五百圓以下ノ罰金」ヲ「五百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ノ適用ニ付テハ帝國大學醫科大學醫學科ヲ卒業シタル者ハ大學令ニ依ル大學ニ於テ醫學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者ト看做ス

本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ト看做ス

本法施行ノ際現ニ存スル醫師會ハ本法施行ノ日ヨリ六月內仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣(床次竹二郎君)　此改正案の趣旨は醫師會の設立を法に依つて強制いたしまするのと、醫師會を法人と致しまする二箇條でございます、此事柄は醫界の輿論にもなつて居りまして、最も醫事衛生の改良を圖る上に於きまして、必要なる事柄と考へまして提出いたしました次第でございます、宜しく御審議を願ひます。

○議長(公爵德川家達君)　此法案の特別委員は精神病院法案の委員に付託致します。

○議長(公爵德川家達君)　日程第三、執達吏規則中改正法律案、第四、執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、御異議がなければ唯今議長の讀みました兩案共束ねて問題に供します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

〔左の送付文及議案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に傚ふ〕

執達吏規則中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月十一日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

執達吏規則中改正法律案

執達吏規則中左ノ通改正ス

第十九條中「百八拾圓」ヲ「四百五拾圓」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月十一日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

執達吏ノ手數料及立替金增額ニ關スル法律案

執達吏手數料規則ニ依ル手數料及立替金ニ付テハ當分ノ內勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ百分ノ五十以內ヲ增額スルコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇に登る〕

○政府委員(鈴木喜三郎君)　唯今議題に上りました兩案を通じて提出の理由を申上げます、現行執達吏規則及執達吏手數料規則は、遠く三十年前の制定に係りまするものでありまして、執達吏規則第十九條に依りますと云ふと、執達吏の一箇年の收入百八十圓に滿たざる時は、其金額まで國庫が補給すると云ふことになつて居るのでございます、それから手數料の方も今日に於きましての經濟狀態に比べますれば、其當を得ないと考へまして、當分の內五割以內の增給をすると云ふ趣意を以て本案を提出いたしました次第でございます、何卒御審議の上御協賛を希望致します。

○江木翼君　執達吏手數料規則に依ります所の手數料を當分五割以內を增額することを得と云ふ、此法律案に付きまして、政府の說明を得たいと思ふのであります、元來司法上の手數料なるものは租税に準じてあると思ふのであります、現に憲法の六十二條にも行政上の手數料と云ふものは、新に租税を賦課し或は税率を變更するには法律を以て定むべしと云ふ所の除外となして居りまして、司法上の手數料なるものは租税の賦課、税率の變更と、憲法の上に於きましては同樣に見て居るものと推斷が出來るやうに信ずるのであります、所が租税に付きましては、租税の增額は必ず其税率までも法律で決めると云ふことは、是は固より當然のことでなくてはならぬと思ふのであります、司法上の手數料に付きましても現に執達吏の手數料の如きは微かく其額までも法律で定めてあるのであります、所が本案を見ますると五割以內の增額をする、而かも其增額に付ては之を勅令に委任する、司法上の手數料に付ては包括的に之を勅令に讓る詰り勅令で以て賦課率が定まる、斯う云ふ結果になるやうに見えるのでありますが、是は司法上の手數料と云ふものを租税と同樣に見ると云ふ憲法の趣旨から見ますると、少しく背馳して居るかの感がありまするが、從つて頗る不穩當であるかのやうに思ひますが、其點に付きまして政府の御意見は如何でありますか、其點を伺ひたい。

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇に登る〕

○政府委員(鈴木喜三郎君)　御答へ致します、現行執達吏手數料規則に於きましても、其額を一定して居るものもありまするし、又中には一定して居りませぬで、或る金額以內に於て相當に之を定めると云ふ規定もあるのでございます、而して本案は今日の經濟狀態に適合せしむべく提案いたしましたのでございます、經濟狀態が安定いたしまして、物價が下がると云ふやうなことになりますれば、或は本法を廢するやうな時期が來るかも知れませぬが、それ故に當分の內五割以內と定めまして、手數料規則の定めたる所の金額に一々筆を入れて其額を改めない、斯う云ふ立場から致しまして此特別法を設けた次第でございまして、敢て其理窟を一定に致しませぬでも、決して違法とは政府は考へない次第でございます。

○議長(公爵德川家達君)　御異議がなければ日程第三、第四は同一委員に付託致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　特別委員の氏名を書記官をして朗讀を致させます。

〔長谷川書記官朗讀〕

執達吏規則中改正法律案外一件特別委員

伯爵松木　宗隆君　子爵本多　實方君
子爵舟橋　遂賢君　子爵酒井　忠亮君
男爵坂本　俊篤君　男爵北大路實信君
男爵伊丹　春雄君　江木　翼君
八木久兵衞君

○子爵八條隆正君　是より家祿賞典祿處分に關する法律案外一件の特別委員會を開きたうございます、退席の許可を請ひます。

○議長(公爵德川家達君)　宜しうございます。

○議長(公爵德川家達君)　日程第五、煙草專賣法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會、第六、織物消費税法中改正法律案、衆議院提出第一讀會。

煙草專賣法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正八年三月十一日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

煙草專賣法中改正法律案

煙草專賣法中左ノ通改正ス

第二十條ノ二　政府ハ煙草耕作者ノ組織スル組合又ハ其ノ聯合組合ニ對シ專賣事務執行上必要ナル施設ヲ爲シ又ハ其ノ補助ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ組合又ハ聯合組合ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍內ニ於テ交付金ヲ下付スルコトヲ得

附　則

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

織物消費税法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正八年三月十一日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

織物消費税法中改正法律案

織物消費税法中左ノ通改正ス

第二十二條　政府ハ織物ノ製造者又ハ販賣者ノ組織スル組合ニ對シ徴税必要ナル設備ヲ爲シ又ハ徴收事務ノ補助ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ組合ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ取扱ヒタル織物中消費税ヲ賦課シタル織物ノ價額千分ノ一以内ノ金額ヲ交付スルコトヲ得

附　則

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○山脇玄君　政府の説明がありますか。

○議長（公爵德川家達君）　是は衆議院案でありますから、説明はあるまいと思ひます。

○山脇玄君　それでは一言述べたう存じます、先回どなたか本院の議員の御方からも政府に注意があつたのでありまするが、衆議院の提出案には理由書と云ふものが附いて居りませぬでありますから、私共は之に對して意見を定める上にも困るのでありまするが、何れ衆議院で審議の際にはいろ〳〵政府の御意見も御述べになつたでございませうから、衆議院提出の案に付ても、政府委員が本院に出で説明をさるるのが……説明と申しますか、意見を述べるのが相當のことであらうと存じます、何故政府は本院の注意があるに拘らず、意見を述べないのでありませうか、此條文に對して政府の意見を述べるやうに、議長からどうぞ御請求を願ひます。

○議長（公爵德川家達君）　本院の議決にあらざれば議長より請求は出來ませぬ。

○山脇玄君　それでは政府委員の此案に關係のある御方が出席になつて居らうと思ひますから、其政府委員より本案に對する御意見を伺ひたい。

〔政府委員神野勝之助君演壇に登る〕

○政府委員（神野勝之助君）　兩案に對して併せて御説明を申上げます、煙草……葉煙草耕作者の組織して居りまする組合、聯合組合等は煙草專賣事業に對しまして尠からぬ便宜を與へまして、其執行上組合が相當の經費を要し、又政府に於きましても、是に相當する便宜を得ると云ふ次第でございまするから之に對して相當の手數料を交付すると云ふことは至當のことであると、政府に於ても豫て考へて居りましたのであります、又織物製造者並に販賣者の組織する組合も織物消費税徴收の上に於て、徴税上の補助を致すことが少からぬのでありまして、是亦組合自ら相當の經費を要し、政府も亦相當の便宜を得ると云ふ次第でございまするから、之に對しても相當の手數料を交付すると云ふことは、至當のことであると考慮しつゝあつたのであります、偶々衆議院に於きまして本案が提出になりましたから、政府に於ても此兩案に同意を致しましたのであります、何卒御協贊を願ひます。

○議長（公爵德川家達君）　御異議がなければ。

〔伊澤多喜男君發言の許可を求む〕

○議長（公爵德川家達君）　伊澤君は……

○伊澤多喜男君　ちよつと質問いたします。

○議長（公爵德川家達君）　御質問ですか。

○伊澤多善男君　はい、此煙草專賣法中改正案の第二項に「豫算ノ範圍内ニ於テ交付金ヲ下付スルコトヲ得」と書いてございますが、此「豫算ノ範圍内ニ於テ」と云ふ言葉はありましても、なくても同樣でございまするか、即ち此「豫算ノ範圍内ニ於テ」と云ふ言葉を削りまして差支ないのでありますか。

〔政府委員神野勝之助君演壇に登る〕

○政府委員（神野勝之助君）　葉煙草組合に對しまする交付金は、率を一定すると云ふことが困難でありまず、困難でありまするから、大體豫算に於て交付額を年々見込みまして、其範圍内に於きまして交付いたしたいと云ふ考であります、それでありまするから、織物組合に對するやうな一定の率でやると云ふことが困難でありまするから、特に此葉煙草の耕作者の組合に對しまする分は、豫算の範圍内と云ふことを明にして置く方が宜いと考へまして、之を規定いたした次第であります。

○伊澤多喜男君　私の質問を致して居ります趣意は「豫算ノ範圍内」と云ふことを書かなくても、當然豫算の範圍内と云ふことになるのであるかどうか、即ち此「豫算ノ範圍内」と云ふ文句は有つても無くても同樣であるか、さう云ふことを伺ひたい。

〔政府委員神野勝之助君演壇に登る〕

○政府委員（神野勝之助君）　「豫算ノ範圍内」と云ふことが茲に明言を致して置く方が、明確で宜しいと考へます。

○議長（公爵德川家達君）　御異議がなければ日程第五、第六、兩案とも同一委員に付託いたします、特別委員の氏名を書記官をして朗讀を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

煙草專賣法中改正法律案外一件特別委員

侯爵德　川　圀順君　子爵松　平　乘承君

子爵本　多　忠鋒君　荒井　賢太郎君

男爵矢　吹　省三君　仁　尾　惟茂君

橋本　圭三郎君　多勢　鎗五郎君

二階堂三郎左衞門君

○議長（公爵德川家達君）　日程第七、史蹟名勝天然紀念物保存法案、侯爵德川賴倫君外六名發議、第一讀會の續、委員長報告。

史蹟名勝天然紀念物保存法案

右別册の通修正せり依て及報告候也

大正八年三月十一日

右特別委員長

服　部　一　三

貴族院議長公爵德川家達殿

（行間空なきものは特別委員の修正文、──は同削除の符號なり）

史蹟名勝天然紀念物保存法案

第二條　史蹟名勝天然紀念物ノ調査ニ關シ必要アルトキハ指定〇ノ後ヲ問ハス前ト雖當該吏員ハ其ノ土地又ハ隣接地ニ立入リ土地ノ發掘障碍物ノ撤去其ノ他調査ニ必要ナル行爲ヲ爲スコトヲ得

〔服部一三君演壇に登る〕

○服部一三君　本案に付ては曩きに提出者の御一名より詳しく御説明がありました通りに、我が國體を維持し、國民性を涵養して行きまするには、史蹟、名勝、天然紀念物と云ふやうなものを保存して行くと云ふことが、誠に必要なことでございまする、民間に於きましては協會等を設けまして、其目的を達しやうとして種々骨を折つて居られる方々もありまするが、何分法律の力を借りませねば、十分に其目的を達することが出來ませぬで、それで此法律案を提出された次第であります、それで此委員會を開きまして、先づ最初に内務大臣の出席を請ひまして、政府當局の此案に對する意見を尋ねました所が、内務大臣に於きましては此法律案には至極贊成でありまして、若し是が通過して法律となつた以上には、政府に於きましても十分其施行上に付て骨を折らうと云ふ御話でありました、それで委員會に於きまして種々討議を致しましたが、全體に付て異議はありませぬでありました、唯々第二條に於て字句の修正を致しまして原案には「指定前ト雖」とありましたさうすれば指定後はどうなるかと云ふ疑ひが起るかも知れぬと云ふので、其文字を「指定ノ前後ヲ問ハス」と云ふことにして、さう云ふ疑ひの起らぬやうに修正いたしました、其他は總て原案通りに可決を致しました、右御報告に及びます、それで唯今申上げました通り、大體に於て委員に於て少しも異議はなく、一文字の修正のみを以て是は可決いたした次第であります、どうぞ讀會を省略して直ちに報告の通り可決あらむことを希望いたします。

〔男爵石黑忠悳君發言の許可を求む〕

○議長（公爵德川家達君）　石黑男爵は何ですか。

○男爵石黑忠悳君　讀會省略贊成。

○議長（公爵德川家達君）　諸君に御注意いたしますが、是は委員會に於て修正を加へられましたから、讀會の省略はどうであらうかと考へます、本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○服部一三君　直ちに第二讀會を開かれむことを希望いたします。

○伯爵廣澤金次郎君　贊成。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第二讀會を開くと云ふ御説に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第一條を問題に供します第一條、原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第二條を問題に供します委員會の修正に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　次は第三條より終りまでを問題に供します、原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○服部一三君　直に第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○男爵石黑忠悳君　贊成。

○子爵大給近孝君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第二讀會決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第八、佐藤友右衞門君選擧爭訟の件、資格審査委員長報告、會議、廣澤伯爵。

貴族院議員佐藤友右衞門に係る當選不法の訴に關し本委員會に於て資格審査を終り別冊の通判決すへきものと議決候條此段報告候也

大正八年三月十日　　資格審査委員長伯爵廣澤金次郎

貴族院議長公爵德川家達殿

貴族院議員當選無効の訴に對する議決報告書

本訴は原告新潟縣北蒲原郡笹岡村貴族院多額納稅者議員互選人五十嵐甚藏より同縣同郡水原町貴族院多額納稅者議員當選人佐藤友右衞門に對し貴族院議員當選の無効を訴出てたるものとす

原告請求の要旨

大正七年六月十日新潟縣に於て行はれたる貴族院多額納稅者議員選擧に於て被告及互選人故今井孫市は各七票を得被告は年長者たるの故を以て當選と決定せられたり然るに被告の得票中互選人堤清六の投票及被告の投票は之を互選人齋藤彥太郎に委託するに當り其の封筒のみに自ら署名捺印し其の投票は選擧を行ふの日に於て他人をして被選擧人及自己の姓名を代署せしめたるものなり

凡選擧に關する根本義は選擧人をして自己の意思を自由に表示せしむると共に其の意思表示を祕密ならしむるに在り意思の自由なる表示は選擧人自ら投票に被選人の氏名を記載することに依りてのみ之を行ふことを得へし是れ即ち衆議院議員選擧法第三十六條府縣制第十八條郡制第十五條市制第二十五條町村制第二十二條等に被選人の氏名は選擧人自ら之を記載することを要すと規定したる所以にして斯かる明文の存すると否とを問はす當然尊重せらるへき條理なり而して貴族院多額納稅者議員互選規則には斯の如き條文を存せすと雖第十六條の規定に依れは原則として選擧會場に於ける投票は他人をして被選人又は選擧人の氏名を記載せしむることを許ささるは蓋し疑を容れす果して然らは第十七條の規定に依り他の互選人に投票を依託する場合に於ても亦此の原則に背馳すへからす之に反して若投票は他人をして代署せしむるを得とせば選擧人か自由意思を表示することを不能とする疾病に罹れる場合に於ても他人之に代りて被選人及選擧人の氏名を記載して投票を爲すことを得ることとなるへし斯の如きは實に選擧に於て選擧人の意思の自由と行爲の祕密とを尊重せるの精神を破壞するものと謂はさるへからす又第十七條は選擧人自ら被選人の氏名を記載すへきことを明白に規定することなしと雖抑又他人をして代署せしむることを得る旨の規定をも存せす斯の如き場合には自ら記載することを要すと解釋するを本義とす

公法に於ける選擧權は選擧人の一身に專屬する權利にして選擧人の自由意思に依りてのみ行使し得るものなり而して選擧人自身の自由意思の表示たることを明にするを得へきものにあらされば專屬權利たるの意義を有せす例へは議員議場に於て議案に付表示し得へき表決權は議員の一身に專屬する權利にして他人をして代行せしむることを得さるは是れ公法の根本義にして別に明規を要せすして然るなり議院法其の他の法規には此の點に關し自ら表示すへしとの明文なきも未曾て之か代行を許すへきことを説く者あるを見す又議院內に於ける選擧に關し投票は議員自ら被選人の氏名を記載すへしとの規定あるものなし而かも何人か其の代行を許す事を認むるものあらむや院外に於ける選擧に關しても理亦當に然るへきなり即ち他人の代署したる投票か何等の規定を要せすして院內に於て當然無效たるへきは公法上自明の理たると等しく院外に於ける選擧に付ても選擧人自由意思の表示たることを否認すへき代署投票は當然無效たるへきなり

又第十七條に於て互選人投票を封緘し之を他の互選人に依託することを得る旨を規定したり蓋し法か投票の封緘を必要の條件としたるは互選人自身の自由なる意思表示を完全に保障すると同時に選擧行爲の祕密を尊重するの趣旨を出てたるものと見さるへからす若本件事實の如く互選人投票を自署せす之を他の代署に一任したるか如きは封緘前既に他人の該投票に關與せることを示すものにして封緘を必要とする法意を沒却するものと謂はさるへからす以上の事由に依り被告佐藤友右衞門の當選は之を無效とし更に選擧を爲さしむへしと判決を乞ふと謂ふに在り

被告答辯の要旨

原告は互選人堤清六及被告か投票を互選人齋藤彥太郎に依託するに當り其の封筒のみに自ら署名捺印し其の投票は代署せしめたりと主張すれとも其の封筒及投票は孰も自署したるものにして代署せしめたるものに非す又原告は堤清六及被告は投票を封緘せすして之を齋藤彥太郎に交付したるか如く申立つるも決して斯かる事實なし依て原告の請求相立たすとの判決あらむことを望むと謂ふに在り

議決の緣由

茲に原被告の爭點に就きて之を稽按するに原告は貴族院多額納稅者議員選擧の投票は選擧人の自署たることを要すと主張するも投票に自署を要する場合は法令に明記あるを常とす而して貴族院多額納稅者議員の選擧に關しては之を規定なきか故に自署たることを必要とせす更に原告は貴族院多額納稅者議員互選規則第十六條第二項を以て自署を命したる規定なりと解し而して第十七條の規定に依り投票を他の互選人に委託する場合にも亦然りと斷定したるも第十六條第二項に「一自己の姓名」とあるは單に「其の投票を爲したる互選人の姓名」の義にして進て自署を命したる意義を包含するものと謂ふことを得す要するに貴族院多額納稅者議員選擧の投票は第二十一回帝國議會に於て決定したるか如く選擧人自ら之を記載すると他人をして之を記載せしむるとを問はさるなり而して既に投票して選擧人の自署たるを要せさるに於ては投票に付其の自署なりや否やを審査するを要せす

原告の訴狀中には被告等は投票の依託を爲すに當り封筒に封緘せさりしか如く疑はるる字句ありと雖其の追申書を見れは原告か斯かる主張を爲ささることは明白なるのみならす被告か其の再答辯書に於て封緘の後之を委託せる旨を主張せるに對し原告は更に抗爭する所なるを以て被告等の投票を委託するに先ち自ら封筒に封緘を爲したるものと認むるに十分なりとす

上記の理由に基き本件は之を左の如く判決すへきものなりと議決す

判　決

貴族院は被告新潟縣選出多額納稅者議員佐藤友右衞門の當選は無效に非すと判決す

〔伯爵廣澤金次郎君演壇に登る〕

○伯爵廣澤金次郎君　是より唯今の會議の問題になりました貴族院議員佐藤友右衞門君に係る當選不法の爭訟に關しまして、資格審査委員會の經過及結果を成るべく簡單に御報告申上げます、資格審査委員會は去んぬる一月十一日以來六回開會を致しまして而して最後に去んぬる二月二十四日に討議に移りまして、議決の理由に付きまして一二の異論はありましたけれども、此爭訟の判決に於きましては全會一致を以ちまして、唯今御手許の報告書に在りまする通りの判決に決したのであります、一應判決文を朗讀いたしました方が宜しからうと考へますから、他の報告に先立ちまして判決文を朗讀いたします、「貴族院は被告新潟縣選出多額納稅者議員佐藤友右衞門の當選は無效に非すと判決す」、是より順序と致しまして委員會の經過即ち此委員會に於きましては辯論前に於きまして如何なる手續きを採つたかと云ふことを、御報告するのが第一の順序と考へます、委員會は都合六回開きまして、最初に原告即ち新潟縣の多額納稅者議員の互選人五十嵐甚藏君の當選不法の訴狀を受納いたしまして、而して此副本を直ちに被告に送達いたしまして、而して十日間に被告より答辯書を提出することを要求いたしました、而して十日間の猶豫の內に被告より答辯書は提出になりました、それと同時に此爭訟の審査上必要と認めま

して、證據文書を議長を經出いたしまして政府より要求いたしました、此證據文書と申しまするのは即ち昨年六月十日多額納稅者議員の選擧に用ひました封筒及投票全部を新潟縣より提出することを政府に要求いたしまして、是も數日ならずして委員會に著きました、同時に被告の答辯書が參りましたから其副本を又原告に送達いたしまして、而して原告に此答辯書に對する辯駁の餘地を與へる爲に、一日間の期日を與へまして、而して原告より又辯駁書が參りました、辯駁書と同時に御手許に在りまする訴狀の追申書なるものが原告より提出になりました、而して委員會に於きましては辯駁書と原告よりの訴狀の追申書が參りましたから、又此副本を被告の方に送達いたしまして再答辯書の提出期間を五日間と致しました、而して又被告より再答辯書が到來いたしましたから、就きましてはもう一應愼重に審議する爲に、此再答辯書を原告に又送達いたしまして、而して原告に於て被告よりの再答辯書に對して何か陳述する事がありますれば……それが爲に猶豫期間を三日間與へました、然るに此三日間を經過して原告より更に何も申し出ませぬに付きまして、二月二十四日最後の委員會に於きまして討議の末、唯今朗讀いたしました通りの判決に決したのであります、委員會の經過は大體左樣な次第であります、是より此判決に至りました理由に付きまして、其要點だけを簡單に御報告いたしたいと考へます、要するに此爭訟の起りました條項は貴族院多額納稅者議員互選規則第十六條及第十七條、此二條に係るのであります、先づ第一に十六條に係ります問題は、投票の自署の必要如何と云ふものが第一の問題であります、玆に豫め申上げて置きますが、投票の自署如何と云ふ理由に付きましては、委員會に於きましても、是は全會一致ではないのでありまして、一二の異論はあつたと云ふことを御承知を願ひたいと考へます、先づ第一に自署の必要と云ふことは、原告の一番理由とする所であります、原告は如何なる故に自署の必要を主張いたしまするかと云ふ其理由を簡單に申しますれば、抑選擧なるものは公法上の根本主義としまして、其選擧民の意思の表示を自由ならしむる爲に絕對的に之を祕密にせねばならぬと云ふことが原告の主張であります、從て是が代筆を許すべきものではない、是が原告の主張であります、原告が此の主張を致しまするに種々の引例をして居ります、例へば衆議院議員選擧法の三十六條、或は同樣のやうな選擧に關する條文でありますが、府縣制の十八條、郡制の十五條、市制の二十五條、市町村制の二十二條、是等の選擧に關する條文を引例しまして、自筆の必要を論じて居るのであります、併ながら委員會に於きましては、多數は以上の理由は無記名投票を要する選擧の要件に致しまして、貴族院議員選擧の如き記名投票を用ひまする場合には適用の出來ないと云ふことが、委員會の多數の意見であつたのであります、即ち記名投票に於きましては意思の表示を敢て祕密にする必要はないと云ふことに歸著したのであります、又此貴族院多額納稅者互選規則中の第十六條の第二項に在りまする「自己ノ姓名ヲ記載スヘシ」と云ふ字がありまするが、併し此自己と云ふ文字に付て色々の解釋もあるのであります、ながら委員會に於きましては、自己の姓名と云ふのは單に「其投票を爲す互選人の姓名」と云ふ意味の外でないと云ふことに決したのであります、故に自己の姓名と云ふ文字がありまするのみにて敢て自署を命じたる意義ではないと云ふことに決したのであります、何故此自己の姓名と云ふ字は自ら自署と云ふ意味を包含しないかと云ふ理由に於きましては、此互選議員……互選規則の制定當時の同樣なる法律文を見ますると、多額納稅者互選規則は明治二十二年の制定でありまして、當時の制定　同じ頃の制定即ち明治二十一年の法律一號市制、町村制にも同樣なる文字があるのであります、即ち自己の姓名と云ふ文字があるのであります、即ち市制に於きましては第二十二條及二十四條、町村制に於きましては第二十二條及二十四條であります、是は御手許に在りまする速記錄を御覽になりますれば詳細は御分りになりまするが、何れも市制に於きましても町村制に於きましても、選擧人、是は選擧人、選擧場に出まして選擧人は自己住所と及姓名を申出づる事になつて居るのであります、即ち自己の姓名と云ふ文句が玆にも在るのであります、それから此場合に於きましても自己の姓名と云ふのは、即ち此投票者の名前と云ふ意味の外に解釋の出來ないと云ふ結果になるのであります、故に多額納稅者互選規則中の第十六條の二項の自己の姓名と云ふ字義の解釋も、同時に制定になりましたる所の他の市制若くは町村制の選擧に關する法文の中の自己の姓名と同じ意味に取るのが一番穩當であると云ふことに歸著したのであります、又自署を要せざると云ふ理由の一つと致しましては、法律に明文の無い限りは代署を禁ずると云ふことは甚だ解釋し難いことと考へるのであります、又投票を無効に致しまするには、是も同樣法律に明文が無い場合には如何にも無理と考へらるゝのであります、如何にも選擧權と云ふものは甚だ大事な權利に屬するものでありまするから、苟も一票なりとも、殊に十五票の中にて一票なりとも之を無効に致しまするには、此互選規則の中に是を無効とするには相當の明文がなければ、如何にも權利を重んずると云ふことに行かないと云ふのが多數の意見であります、其次に原告は投票の代筆をさしたと云ふことは是は代行であると云ふことを主張して居るのであります、併ながら此點に於きましては、原告も……佐藤友右衞門氏及堤氏兩氏共封筒の上には自己の姓名を自署しさうして捺印したと云ふ事は原告が認めてあるのであります、故に投票の自署であるか或は代筆であるかと云ふことは何れに致しましても、選擧人は自己の意思の表明と云ふことは明にして居るのである故に例へば封筒及投票を白紙の儘にして第三者に渡し、第三者の勝手に之を投票した場合の如きは、是は代行と認めて宜しいのでありますが、固より代行は不法であると云ふことは議論はないのでありますが、此際の事實に鑑みましても、是は代行と認めるだけの理由は一つもないのであります、又此點に於きましては本院に先例があるのであります、即ち明治三十八年長崎縣選出貴族院議員橋本雄造君に係る當選無効の爭訟のありました場合の議決を一應讀みまするが、「玆に原被告の爭點に就き之を審按するに原告は先つ互選人山崎喜平治の投票は代署に係るか故に無効なるを主張すと雖も此點に於ては被告の答辯する如く特に自署を必要とする法文なきに因り代署を禁するものに非さることは一般法規の解釋上殆と疑なき所とす例へは明治三十三年法律第七十三號衆議院議員選擧法第三十六條の如き自ら氏名を記載すへき明文ある場合と同一に論すへきに非さるなり」是が橋本雄造氏に係る當選不法の爭訟の場合の議決の理由の一つでありまして、即ち貴族院の多額納稅者の選擧に於きましては自署を必要とせず代筆にても之を有効なりと云ふことになつたのであります、斯る先例がありまする故に、先例と申しまするが斯る判決の先例は法律の解釋を補充するものと考へて宜しいと考へるのであります、故に本院に於きまする唯一の先例でありますから、此先例を重んじ且又先例は法律の不備を補充したものと云ふことに委員會に於ては決したのであります、自署問題に付きましては委員會に於きましても一二の反對があつたのであります、其反對論も一應此處に申上げて置くのが順序と考へますから簡單に申しまするが、此自署論に反對の意見は第十六條に在りまする自己と云ふ……自己の姓名と云ふ文字は他の解釋を許さぬ自己の姓名と云ふことは即ち「自ら自分の姓名を記する」と云ふ外に意味は取れぬのである、隨つて貴族院議員多額納稅者選擧に於きましても、自署の必要は無論であると同時に、代筆と云ふことを當然認めないと云ふことが、此反對者の意見であります、それで反對者の方の意見は代筆は無効と認めるが、併ながら封筒の文字と投票の文字と同一なれば、是で以て第十七條の方の規定には副ふから、判決の結果に於ては同一なると云ふ議論であります、此封筒の文字と投票の文字と同一と云ふことは、新潟縣より取寄せましたる投票及封筒の點檢の結果、委員會に於きましては封筒の文字と投票の文字と筆蹟が同一と云ふことは是は多數認めたのであります、但し之が自署であるか代筆であるかと云ふことは論ぜずして、封筒の文字と投票の文字とは全然同一筆蹟であると云ふことを、委員會に於て多數是は認めたのであります、次に問題になつて居りますのは、唯今の互選規則の第十七條、十七條には「互選人疾病事故ニ因リ選擧會場ニ至ルコト能ハサルトキハ醫師ノ診斷書又ハ事由書ヲ具ヘ投票ヲ封緘シ其ノ表面ニ記名捺印シテ之ヲ他ノ互選人ニ委託スル事ヲ得」とあります、其條の中の投票を封緘しと云ふのが問題になつたのであります、原告の訴狀に於きましては佐藤友右衞門氏、堤氏は封筒の上にだけ自署し及捺印をして投票は全然代筆させたものであつて、封緘をせずして互選人齋藤彥太郎氏に委託したと云ふことを主張して居るのであります、然るに追申書に於きましては又斯かる主張を殆ど撤廢したと云ふ結果になつて居るのであります、而して又被告に於きましては答辯書及再答辯書に於きまして飽迄封筒の自署は無論のこと、投票の自署も主張して居るのであり

ます、従つて自ら封緘して齋藤彦太郎氏に委託したと云ふことを答辯書及再答辯書に於て飽迄主張して居るのでありまする、然るに最後に被告の再答辯書を原告に送達いたしまして三日間の猶豫を與へました際に、原告よりして、此再答辯書に對しまして一の答もないのであります、即ち若し佐藤友右衛門君及堤氏が封緘をせずして齋藤彦太郎氏に投票を渡したものだと云ふ議論が立ちますならば、此立證の責任は原告に在るのであります、然るに原告は最後に三日間の猶豫を與へました、立證の餘地を與へましたけれども何とも之に回答を致さぬのであります、從つて委員會に於ては原告は既に是は辯駁の出來ぬこと、結論したのであります、以上の理由でありまして、委員會に於きましては多數の論と致しましては、多額納税者の互選選擧に於きましては投票の代筆は無効に非ず、又第十七條に關しまする委託の場合に於きましても、佐藤氏及堤氏は是は事實上封緘して齋藤彦太郎氏に委託したと云ふことを認めまして、唯今御手許に在りまするが如き判決に至つたのであります、甚だ複雜いたしました報告の説明でありまして、或は御了解にならぬ事もあるかも知れませぬが、以上の理由に於きまして、委員會に於きましては全會一致を以て、唯今朗讀いたしました通りの判決文に決定したのであります、何卒本議會の提出の判決文の如く御決定あらむことを希望いたすのであります。

「河村讓三郎君演壇に登る」

○河村讓三郎君　唯今委員長の御報告を承りまして被告佐藤友右衛門君の投票は無効に非ずと云ふ判決文には私も賛成を表したいと存じますのでありますが、委員會の議決の理由に至りましては、不肖にして能く了解致し兼ねまする點がありまする故に、今一應御説明を煩はしたいと存じまするのであります尤も本會議の議決を經まするのは判決文だけでありまして、委員會の決議の理由は議題とはならぬかと存じますが、判決文に對しまして無條件で賛成を表しますると間接に決議の理由にも同意いたした事になりまする故に若し其理由に付て疑がありますれば之を質して理解を求めるのが當然の事であらうと存じます、扨て決議の理由は縷々御説明がありましたが、要するに「投票に自署を要する場合は法令に明記あるを常とす而して貴族院多額納税者議員の選擧に關しては之か規定なきか故に自署たる事を必要とせす」と云ふ報告書の理由中の一點に歸著致しますのであります、之を言葉を換へて申しますると、唯「其の名を記載すへし」とか或は唯「署名する事を要す」とある場合にはです、自署でも代書でも差支がないと云ふ意味になるのであります、それが果して正當なる解釋か否や頗る疑問たることを免れませぬのであります、何故なれば、署名なるものはです其目的の上から考へましても、亦一般法文の上より見ましても、自署でなくてならぬもので、代署では名前の人と署名をした人とは同一であると云ふ證據にはなりませぬのであります、古い證文を見ますると此手の形を押しましたのが多くあります、それが段々進化いたして拇印、花押、印形、或は署名となつたのであらうと存じます、國語に一種の約束のことを手形と申します、又外國語で署名のことを「ハンドツアイヘン」「サイン」「シニヤチュール」と申しますのは、手の形に原因したものではないかと存じますのであります、それで甚だ凡俗の例へでありますが、私の書きました證文に古代の法式に依りまして、私の手の形を押します代りに、誰か大力士の大砲の手を押させましたら、それが何の證據になりますでございませう、署名も同様の理由で、どうしても自署でなくては署名の目的は達せられぬと存じます、それから法文はどうなつて居りませう、一般法文は如何になつて居りませう、署名に關する規定は民法、商法、戸籍法の中に最も多く在ります、外の行政法、私法の中にもありますのであります、原則と致しましては自署を必要とする、それから自署すること能はざる場合に例外として代署を許してあると、斯様に見るのが當然の見方であると存じます、御報告書には精しいことは載つて居りませぬが、唯今委員長より御説明になりました、又委員會の速記に載つて居りまするやうでありますが、委員會に於きましては一人の委員の御方は、特に代署を禁じた場合を除く外は代署を許すと云ふのが慣例であると云ふことを申されました、さうして衆議院議員選擧法第三十六條、府縣制第十八條等に選擧人は自ら被選人の名を記し云々とある、即ち特に代署を禁じたのであると云ふやうな意味に御説明を爲さつたのであります、私は左様な慣例は面白くないと思ひます又自らと云ふ文字を書きましたのは其場合に限つて自署すべしと云ふ意味ではないと存じます、民法の中にも「自書」是は自ら書くと書いてあります、自書と云ふ文字のある箇條が一つあります、それは第千六十八條に自筆證書に依つて遺言を爲すには遺言者は其氏名を自書し云々とあります、是は過つて代署でもさせますと云ふと遺言が無効になつて仕舞ふ最早恢復の途がありませぬ、それ故に特に嚴明に自書せよと命じた規定であります、何も此場合に限つて自署を要すると云ふ意味ではありませぬ、其證據には民法の外の規定例へば七百七十五條の婚姻の屆出は口頭又は署名したる書面を以て之を爲す、是等は自署した書面と云ふ意味であると云ふことは、一人も疑ふ者はありませぬ、署名したると云ふのは自署したると云ふ意味であることは誰も疑ひませぬ、又民法の屆出の規定を補足いたしました、戸籍法の第四十七條には、屆書には屆出人署名捺印することを要すとありまして、而して第六十八條に自署すること能はざる場合には代署せしめ捺印するを以て足る、印を有せざるときは拇印するを以て足る、斯うあります、此六十八條と云ふものは裏面に於て、自署すること能ふ場合には自署することを要すると云ふことを、意味したものと解するのが當然であると存じます、民法の解釋に付きましては樞密院あたりに起草者が大分居られますから、就いて質しましたならば判明いたすことであらうと存じます、商法の中には株券、社債券、各種の手形、船荷證券等に署名する規定がありますが、是は自署の意味であると云ふことは一般世人が認めて居るのみならず、本員も亦曾て其事を明に認めたことがありますのであります、私は商法中署名に關する明治三十三年法律第十七號制定の歷史に付きまして、諸公の御記憶を喚起いたしたいと存じます、時は明治三十二年第十四回議會でありました、衆議院より商法中署名すべき場合に於ては記名、捺印を以て署名に代へることを得と云ふ法律案を提出いたした、會社、銀行等の取締役が數千萬枚の株券、社債券等に自署すると云ふことは實行が困難である故に、從來の習慣に從ふて捺印を以て證據にしたいと云ふのであります、其法案が本院に送付せられました時に、法制局長官の梅謙次郎君が之に反對を致しまして、印形は盜用の虞があるし、容易に僞造、變造が出來るものである、どうしても自署でなければ確實なる證據にはならぬと云ふことを主張されたのであります、委員會に於きましても富井君などが矢張り同様な意見でありまして、一旦其案を否決し去つたのであります、それが本會に於きまして三崎龜之助君其外實業界に關係のある御方が原案に賛成されて、遂に通過したのであります、若しも商法中に署名とあるのが代署でも差支ないと云ふことであれば何を苦しんで此法律の制定をした、本院の多數が此法律に賛成をせられましたのは、取りも直さず署名は自署なりと解せられた證據であると存じます、此法律の外にも前に申しました署名すること能はざる場合に於て代署を許しました戸籍法の第六十八條、又民事訴訟法の第二百三十七條に判事が判決に署名すること能はざる時は裁判長が其旨を記載すると云ふ規定、又民法千六十九條の四號、遺言者は署名すること能はざる時は代署せしむることを得ると云ふ規定、是等は何れも署名すること能はざる場合に於きましての除外例でありまして、是が原則としては署名しなければならぬと云ふ證據にこそなりますけれども、委員會に於きまして舊の衆議院議員選擧法の第三十九條等を引いて論ぜられましたやうに、署名する能はざる場合に代署が出來るのであるから、署名することを得る場合でも代署をして宜いと云ふ議論は正確の議論ではなからうと思ひます、さうしますると此多額納税者議員互選規則の中に代署の規定がないではないかと云ふ反對が生じませうかも知れませぬが、戸籍法の屆出や、遺言などは是は婦女子でもする必要があり又田夫野人でもする必要があります、それで代署すること能はざる場合……自署すること能はざる場合の規定が必要でありますけれども、多額納税者は年齡も十分に長じ、能力も完全なる地方の名望家十五名の間に行はれるのでありますから、自筆が出來ないと云ふやうなことは滅多にない、強て想像いたしますれば、精神は確かであるけれども手が顫へて自署が出來ないと云ふ場合でありませう、併しそれ位の場合ならば人が助けて自署をさせることも出來やうと存じます、それも出來ない位であれば多分精神にも異狀があつて、意思能力がないのでありますから、左様な者は投票が出來なくても差支ないと存じます、それ故此代署の規定は必要でなからうと考へるのであります、さらばです、代署の例外の規定がないかと言つて、互選規則の第十六條、第十七條等

の代署でも差支がないと云ふ解釋は其署名に自己の名を記すると云ふ、即ち署名の目的の上から考へましても、一般法律の明文の上から考へましても、どうも賛成し兼ねるやうに存じますのであります、委員會に於て例とせられました點を少しく詮議いたして見たいと存じますが、衆議院議員の選擧は無記名てあつて、秘密選擧であるのである、それ故に選擧人が自ら被選人の名前を記して誰を選擧したか他人に知れないやうにするのであるが、貴族院議員の互選は記名投票である、即ち公開選擧であるから被選人の名前、選擧人の名前を代署せしめて差支ないかと云ふ意味の議論がありますやうであります、併し此記名投票とか、公開選擧とか云ふことゝ、それから署名の必要自分で自分の名を書くと云ふ必要とは全く關係のない別問題であります、署名は即ち確實の證據にする爲にするのでありまして、此記名投票の場合でも此必要は矢張り別にありますのであります、それを以て此代署を認めると云ふ論據にはならぬと存じます、又互選規則と制定の時を同じくしたと云ふので、明治二十一年の市制、町村制の二十二條、二十四條等を引かれまして、選擧人は被選人の名を記載すとあつて自ら記載すと云ふことがない、自らと云ふ字が無いと云ふことを說明されて居るやうであります、是もです、被選人の名前を書くと云ふことゝ、選擧人が自分の名前を書く、但し署名すると云ふことゝは同一ではありませぬ、署名は別に其必要の理由があるのでありますから、是も論據にはならぬと存じます、殊に此改正になりました市町村制を見ますると、今度は自らと云ふ字が這入つて居ります、此自らと云ふ字を入れましたのは舊法を改めたものであるのか、或は其舊法の意味を明かにしたものであるか、どちらか分らないのですから、是は餘り有力な論據にはなりますまいと思ひます、それから委員會に於て最も適切な例であると云つて擧げられたのは、舊衆議院議員選擧法の第三十八條第三十九條、此三十九條はどう云ふ規定かと申しますと署名すること能はざるときは代署を許した規定であります、即ち戸籍法の六十八條、民法の千六十九條と同樣な規定であります、此規定があるから署名すること能ふ場合でも、代署を許したものであると云ふ論據には到底ならぬと思ひます、斯樣に詮議し來りますとどうも理由がない、結局本院に一の判決例がある、先例がある、其判決例を尊重しなければならぬと云ふ外には、此代署の有効論の根據がないやうになりますのであります、而してです、此判決例と雖も之を支持する理由には少しく乏しいやうに考へられますのであります、其所で此代署有効論の裏面には或は一つ二つ隱れたる理由がありはせぬか、是は又枝葉の論でありますけれども、御參考の爲に申上げて見たいと存じます、一つは既に判決例もありますから、それを頼みとして代書投票を行つた方があるかも知れない、若し資格問題でも起りて紛爭を生ずると云ふことになつてはならぬと云ふ御心配もありはせぬかと思ひます、併しそれならば幸ひ此本案に於きましては佐藤氏も堤氏も自署したものであると云ふ事實が明になつて居りますから、其事實に基いて判決を致しますれば、此代書の法律論に觸れる必要は無いと存じます、一體此裁判の手續と云ふものは先づ事實を確定して、其事實に法律を應用すると云ふのが自然の順序ではないかと考へます、初めに法律論をしてさうして事實を調べる必要はないと云ふのは寧ろ是は變則の手續でないかと考へます、併し是は強て左樣に申上げる譯でありませぬ、それからもう一つの隱れたる理由と申しますのは、有爵者諸公の互選規則です、是に同じやうに被選人の名を記載し且自己の名を記載すと云ふ法文でございます、唯違ひます所は是は連記になつて居るですから各選擧者が數名の被選者の名前の何爵何某と云ふことを書かれる必要がある、それが非常に煩しいことである、選擧團體に於きちやんと刷物をして置いて、それで投票をすると云ふやうな便宜なことには參らぬのであります、それ等も私は甚だ御尤もな話で、立法論としては斯樣にもう少しはつきりと規定したら宜からうと思ひますが、私の少しく解釋の餘地があらうと考へますのは選擧人、被選擧人の名前を書くと云ふことゝ、それから自己の名前を書くと云ふことの間には、大なる理由の差がある、それを論じますに例を擧げて申しますと、吾々が婚姻の屆出をやります時分に、屆書の本文は代書人に書かせてそれで宜いけれども、署名、捺印は自分でしなければならぬとなつて居るが、假令代書させても署名、捺印してあれば、其全文は自分の意思表示になりますから、それで宜いのであります、之を書くのは丁度屆書の本文を書くと同じことで署名さへ自分ですれば被選人の名前の方は刷物でも何でも構はないと存じます、唯左樣に解釋いたしますれば、一つの箇條を前後に分割して宜いと言はんければならぬ、選擧人は被選人の名前が書けないと代書でも宜い、且つ自己の名前と云ふ所は自署でなければならぬ、斯う云ふやうに一つの條文を前後に分割して讀まなければならぬ必要がありますけれども、併ながら理由に於ては明にそれだけの區別があらうと考へます、是は私は確定の意見でありませぬが、幸に此質問を許されましてありますから、斯う疑を付加しまして御聽きに達したいと云ふ考を以ちまして、態と申上げた次第であります、併ながら此點の誤つて居る所は然るべく御叱正を願ひたいと存じます、大變時刻も遲れましたのに縷々申上げて、幸に御聽き下されて、有難う存じます、多分委員長或は其他副委員長の御方から御教示を下さることゝ思ひますが、恐らくは私は頑冥にして到底理解し得ないと思ひます、唯私の信ずる所を申上げまして、院内並に院外の識者に訴へることを得ましたのは甚だ感謝する所であります。

○議長(公爵德川家達君)　廣澤伯爵。

○水野錬太郎君　一應牽聯して御質問したいのですが、如何でありますか。

○議長(公爵德川家達君)　唯今廣澤伯爵を呼びましたから後で願ひます。

○伯爵廣澤金次郎君　一應委員長と致しまして、私より唯今の河村君の御質問に御答を致して置きますが、或は此論を一番主張せられた所の他に委員がありますから、其委員の御方から答辯されるのが却つて河村君の御了解を得ることゝ考へますが、足りない所は其委員に願ふことゝ致して、一應本員から御答をしたいと考へます、唯今河村君が述べられた如く、貴族院の資格審査の判決と云ふものは理由を付しませぬのであります、理由は是は內輪の記錄に遺ることでありまして、唯判決だけが茲に決議せられるのでありますから理由は第二であると云ふことは唯今河村君の述べられた通りであります、其前にもう一應辯解して置きますが、河村君の今の御演說中の最後に於ける自署不必要論を唱へたのは何か裏面の理由があるかの如くに述べられましたが、委員會に於きましては斯かることは一切無いと云ふことを茲に斷言して置きます、他の議員の諸君の中には斯かる希望があつたか知れませぬが、委員會に於ては茲に明に斷言して置きます、唯今河村君の疑義を懷かれたことは十六條の……貴族院多額納稅者議員互選規則十六條にあります「自己ノ姓名ヲ記載スヘシ」と云ふ字の解釋でありますが、唯今承りましたのは大部分は河村君の御名論、御議論と考へます、故に御議論の點に於ては今日私は答辯をすることを避けまして、委員會に於きましては何故に代署必ず無効でないと云ふことは、先ほど申上げた通り自己の姓名と云ふ意味の解釋が……自己の姓名を記載すべしと云ふ解釋は即ち委員會に於きましては自己の姓名と云ふことは單に「其の投票を爲したる互選人の姓名」と云ふ意味に解釋する、そんならばさう云ふ字句を此十六條に法律の制定當時に加へないかと云ふことは、如何にも複雜になりますから、自己の姓名と云ふ字を入れまして、即ち其投票を爲したる互選人の姓名と云ふ長い文字に代へますに、自己の姓名と云ふことになつたので、進んで自署を命じたる意味は含まないと云ふことに解釋したのであります、固より河村君の今の遺言狀或は他の證書類の自署論を唱へられますが、是等は私が考へましても此の選擧論には直接に適用が出來ないかと考へられるのであります、元々多額納稅者議員の選擧は選擧としては甚だ變則なる選擧と云ふことは河村君御承知だらうと思ひます、即ち本人に事故さへあれば、病氣に限らないのであります、或は旅行中の者にも限らない、事故さへあれば、委託證書を付けまして、それに投票を封緘して渡すと云ふことがあるのでありますが、是れは選擧としては無論一種の變則の選擧に違ひないのであります、故に投票を封緘したることは是れは第十七條に重きを置きまして、又此度の佐藤友右衛門君に對する爭訟を判決するに當りましても、委員會に於いても又十七條の封緘すると云ふ事實の如何と云ふことに重きを置いたのであります、故に選擧が既に變則なる選擧、委託證書を付けて選擧が出來る以上は、是れは投票を封緘したと云ふことに重きを置いて居る以上は、中のものが代筆であらうがなからうが、當人が一切命じたことであれば一切差支ないと考へるのであります、又判決例と仰しやいますが、此の判決例は本員は重んずべきものであると考へるのであります、而かも其の當時の判

決を下しました、即ち自署が必要でないと云ふ理由を下しました委員の名前を申上げても分らうと思ひます、當時の委員は名村泰藏君が委員長でありまして其の他法律の大家と致しまして穗積八束君が居られます、又民法の大學者たる富井政章君が居られます、高木豐三君、三好退藏君、斯う云ふ大家が委員として決せられた判決例でありまして、吾々委員會に於きましては殊に重んじた次第であります、殊に自署の姓名にして疑義がありますれば、是は法律が甚だ字句が不完全であるかも知れませぬが、其の不完全なる字句を解釋いたしまするには判決例は是れを保存すべきものであると云ふことが、委員會に於て執つた議論でありまする、其他の事に付きましては河村君の御説も御尤もの御説でありまするが、是は御議論と考へまするから、敢へて本員から答辯は致しませぬ、若し御必要ならば他の自署論を主張せられた委員が居りますから、其點は委員から御答があらうと思ひます。

○水野練太郎君　委員長に質問いたしたいのは、審査の手續に付て伺ひたいと思ひます、原告の主張の要旨は法律論と事實論と二つになつて居ります、即ち此選擧に於ては代署が適法なりや否や、もう一つは其事實に於て代署したりや否やと云ふことの法律問題と事實の問題であります、而して被告の答辯を見ますと云ふと法律論は何とも云うて居らない、是は全く自署したのである、故に原告の請求と云ふものは相立たないのであると云ふ判決あらむことを望むと云ふ答辯になつて居る、然るに此判決は法律論の方に重きを置いて事實に於ては何等審査して居らないやうである、即ち被告の答辯に付ては何も觸れて居らないのでありますが、此審査は委員會に於きまして事實の問題に付て御調査になつたのでありますか、どうでありますか、其處を第一に伺つて置きたい

○伯爵廣澤金次郎君　水野君に御答へいたしますから委員會に於きましては原告は唯今水野君の仰しやる通り爭點が法律上の爭點と事實上の爭點と、原告の申立に於きましては二點あるのであります、それは水野君の仰しやる通り、併ながら第一の法律論に於きましては此自署の論が……此根本問題を決すれば從つて事實問題に入る必要はないと云ふ御議論が委員會に於て全會一致ではありませぬが、多數であつたのであります、故に先づ根本問題を解決して然る後に事實問題を同じく審査したのであります、先程も申上げました通り、事實問題を審査するに必要でありまするから、議長を通じまして政府から新潟縣より投票及封筒全部を取寄せまして、其中佐藤友右衛門君及堤清六君の投票及封緘を委員會に於て點檢したのであります、即ちそれは事實の方の問題でありました、故に第二の理由に於きまして委員會に於きましては、佐藤友右衛門君及堤清六君は完全に封緘して齋藤彦太郎君に渡したものと察する、是は事實の審査であります、此外の御質問があれば御答へいたしますが、委員會に於ては此兩樣に亘りまして愼重に審査した考であります。

○有松英義君　既に河村君の御質問に對しては委員長より詳細に答辯に相成りましたから、最早蛇足を添へる必要はないかも知れませぬが、念の爲に一言補充を致して置きたいと考へます、河村君は法律に於て自己の姓名を記載すべしとある、即ち本件の場合に於ては自ら記載することを必要とするの規定なしと雖も、當然自ら記載することを要するものであると云ふ解釋を前提と致されまして、而して或る場合に於ては法律上當然自筆を要する場合に於ても、尙ほ代筆を許す場合があると云ふことを、民法、商法、戸籍法、民事訴訟法、舊選擧法、其他の法律を御引きになりまして論じられたのであります、即ち河村君の御質問の要旨を拜察いたしまするに、本件の場合に於ては原則として自署を要する、變則としては代筆を許すのである、斯う云ふことに歸著いたすやうに考へるのでございます、此事は暫く後に述べると致しまして、是に先立ちまして本員は本件の場合に於ては自署を要しないのであると云ふことを一言いたして置きたいと思ひます、其理由は明文なきが故に自署を要しないと申す外はないのであります、選擧法に於きまして自署を必要とするや否やと云ふ問題は、直ちに投票の有効、無効と云ふことに關係を致すのでございます、投票の有効、無効と云ふことの分るゝ場合に於ては若し是を無効となすに於ては必ず法の明文を必要と致すことであらうと考へます、選擧民をして迷ひ易く、法に明文なき規定を設けて、而して遂に其投票を無効ならしむると云ふことは、立法者の精神でないと確信いたすのでございます、選擧の權利は憲法上の最も重大なるものでありまして、法の不明なるが爲に善意を以て其信ずる所を行ひました所を、直ちに無効であると申すが如きことは甚だ其當を得ないことであらうと考へます、衆議院議員選擧法に於ても同樣でございまして、投票を無効とする場合は明に規定が致してあるのであります、是は府縣制に於ても市制、町村制に於ても郡制に於ても、如何なる法律に於ても投票を無効と致す場合は明に規定を致してあるのでございまして、論を俟たないであらうと存じます、即ち衆議院議員選擧法の條文を茲に實例と致しまするならば、斯樣にあるのであります、第三十六條「選擧人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選擧人一名ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ」自ら記載して投函すべしとあるのであります、而して其半面に於て第三十八條の第一項に於て、選擧人の投票を爲すことを得ざる規定がありまして、其第二項に「自ラ被選擧人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者亦前項ニ同シ」とある、即ち被選擧人の氏名を自ら書すことが出來なければ投票する事は相ならぬと云ふ明文がありますのであります、此明文ありて初めて明に相成るのであります、之に反しまして本件の場合に於ては單に「投票ハ被選人ノ姓名ヲ記載シ次ニ自己ノ姓名ヲ記載スヘシ」とあるのみであります、自ら自己の姓名を記載すべしと云ふ文字はないのであります、訴狀に引用を致して居ります所の府縣制第十八條、郡制第十五條、市制第二十五條、町村制第二十二條等も亦衆議院議員選擧法と同一に、自ら記載せなければならぬ規定があつて、而して自ら記載する能はざる場合は投票することを得ずと云ふ明文があるのであります是は訴狀にも書いてありますが如く、選擧人は自己の意思を自由に表示し其爲には他の掣肘、干渉を受けざるが爲に、其意思の表示を祕密ならしむると云ふ必要より致しまして、無記名投票の規定に適合を致して居るのでございます、本件の場合は元來記名投票でありまして、意思表示の祕密と云ふことは法律に於て要求を致して居らぬのであります、で此場合に於きましては、單に其投票が選擧人の爲したものであると云ふ事實が、事實であることを以て足れりと致すのでございます、それ故に第十七條に於て……第十七條と申すのは、貴族院多額納稅者議員互選規則第十七條であります、第十七條に於きまして疾病、事故に因り選擧會場に至ることの出來ない場合には投票を他人に委託することが出來る、委託する場合に於ては本人の投票であることを明にする爲に投票を封緘して其表面に記名捺印せよ、而して他の互選人に委託することが出來ると、斯うありますのでございます、即ち封緘を確實に致して其表に記名、捺印を致してありまして、確に選擧人の投票であると云ふ事實を認め得らるゝならば、其投票は完全無缺のものであると云ふ規定であります、で此事は自己の姓名を記載すべしと云ふ規定のみに依つて自筆を要すると云ふ解釋には相成らぬと申すことは唯今河村君の御引きになりました所の舊衆議院議員選擧法並に其當時、即ち貴族院多額納稅者議員互選規則と略々時を同じく致しまして制定に相成つて居ります所の舊衆議院議員選擧法並に府縣會議員選擧規則に同一の規定がありまして、自己の姓名を記載すべしとありながら、其記載たるや已むを得ざる時には他人が代書すると云ふことが、明に規定に相成つて居るのでございます、既に疾病、事故に因り選擧會場に至る能はざる場合に於て、他人に投票を委託し得る規定がありまして、而して其投票たるや自筆を必要とすると云ふ規定の明文なき以上、强て自筆ならざるの故を以て此投票を無効と判定いたすことは、法律上不可能であらうと考へます、以上は貴族院多額納稅者議員互選規則第十六條、第十七條の解釋に付きまして本員の意見のある所を申述べたのであります、而して河村君の御質問の要旨に依りますると。民法其他の法律に於て、例へば遺言者は其氏名を自ら書し自ら云々、或は署名すべしと云ふ、法律上自署を要するものであると云ふ解釋の出來得る場合に於ても、尙ほ已むを得ざる場合に於ては代筆を許すのであると云ふ例を御引きになりました、此實例に依りて本件の場合に於て原則としては自署を必要とする、已むを得ざる場合に於ては代筆でも宜しい、已むを得ざるにあらずして代筆を爲したるが故に無効であると云ふ法律の解釋をせなければならぬ、斯う云ふ御議論でありますが是は唯今初めて河村君から承つたことでありまして、原告は斯の如きことを申立つて居りませぬ、原告は絶對に互選規則第十六條第二項の投票は自筆でなければならぬと云ふことを主張いたして居るのであります、又河村君は彼選擧人の氏名は代筆でも宜しい、選擧人の氏名は自ら書かなければならぬと云ふ法律の意味だと御

解釋であります、左樣なる解釋は本員の如き不明の者に於ては、第十六條を百度繰返して讀みましても爲し得ないのであります、又原告は左樣なことを申して居りませぬ、訴狀を御一覽下さいましたならば解りまするが、絕對に自筆を要すると云ふ理由に依つて訴へて出でましたのでございます、此場合に於て法律上或る場合には代筆を許す餘地があるならば原告は本件は代筆を許す場合に非ずして、尙ほ代筆せしめたるが故に無效である、斯樣に申立てなくてはならぬのであります、原告は絕對に如何なる場合に於ても、代筆はいかないのであると云ふことを主張いたすに對しましては、當院と致しては法律上或る場合に於ては代筆を許すのである、故に本件は原告の請求相立たずと申して宜しいのです、即ち法律に代筆を許す餘地があるのに、餘地なしと訴へて參つた者には、餘地あるが故に請求相立たぬと云ふ判決を致すのは當然であります、若も原告が左樣のことの新たなる事實を擧げまして參つたならば、是に依つて或は審査委員會に於て、更に審決を盡したかも知らぬ、即ち第十七條の疾病事故に因りと云ふ場合に於て、代筆を許すと云ふ審査委員會の意見であります、此十七條に於て許す場合に適合しないと云ふことを原告が主張いたしたならば、是は審査いたさなければならぬと考へます、併ながら第十七條に依り互選人齋藤彥太郞に委託するに當り云々と斯う申して居る、十七條に依つたものであると云ふことを原告は認めて居るのであります、河村君は蓋し第十七條に依るものと雖も、其中に代筆を許す場合と許さざる場合ありと區別せられたものでありませうなれども、是は民法其他に自署する事能はざる時はと云ふ明文のある場合と本件の如き其明文の無き場合とは、法律の解釋は區別いたさなければならぬものと信じますのでございます、尙ほ枝葉に亙りまするなれども、多額納稅者一府縣に於て僅か十五人の間に於て行はれる選擧である、而かも一縣內に於ける十五人である以上は、自筆を爲す能はざることは法律は想像をしなかつた爲に、規定を設けなかつたのであるけれども、矢張り事實は必要とすると云ふ法律の精神であると云ふ御話であります、是は而かも衆議院議員選擧法等との比較に於て御述べになつたので、是は私は其場合に於ては反對に考へます衆議院議員選擧法は唯今申上げたる如く、無記名投票でありますが故に、是は代筆を許し得ないのでありますで前に引きました通りの規定があるのでございます、而して多額納稅者の方は寧ろ十五人の者は信用すべき人であるに依つて、必ずしも自筆を命じなくても、委託する場合に於て封緘、署名、捺印をしたならば、信用するに足ると法律は見たのであります、假令代筆でありませうとも、既に捺印をして差出したものは、多額納稅者の人格に於て信用して宜しいと云ふ法の精神であると、私は反對に解釋を致すのでございます、以上の理由に依りまして、段々いろ〳〵な各種の法文を御引きになりましたなれども、御引きになりました爲に、彌々本員の議論を強めるやうになることを喜んで、茲に補充の答辯を致して置きます。

○阪本釤之助君　ちよつと御伺を致しまするが是は決議の順序でございまするが此の理由と云ふものは決議の條件になるのでありまするか、理由は丸で認めないで結論だけで決定すると云ふことになりまするか、若しも理由が矢張り議決の一條件になりまするならば、少しく御尋を致して見たいことがありまするが、如何でございます。

○議長（公爵德川家達君）　問題となりまするのは判決文のみと御承知を請ひます。

○阪本釤之助君　併ながら既に先きに判決になりましたのも、多分理由があつたらうと思ふ、理由が後の年に至つて。矢張り判決例として今度引用せられると云ふことになりますれば、理由と云ふものは重大なる意味を持つのでありまするが、此理由に付ては本員等も少しく反對を致して見たいことがあるのです、それが即ち理由如何に拘らず結論だけで決定して置きまして、後日に至りまして理由が本院の判決例になりましては甚だ困ると思ひまするが、如何でありまするか。

○議長（公爵德川家達君）　貴族院議員資格及選擧爭訟判決規則の第十一條に「議院ノ判決ハ理由ヲ付セス」斯の如き明文がございます……採決を致します

〔水野錬太郞君發言の許可を求む〕

○議長（公爵德川家達君）　水野君は……

○水野錬太郞君　御尋を致したい、唯今の御說明に付て……

○議長（公爵德川家達君）　御質問ですか。

○水野錬太郞君　はい、唯今御朗讀になりましたのは、爭訟に對しては理由を付さない、判決と云ふものに付ては理由を付さない、併ながら本會で決議しますのは如何でありませうか、判決だけを決議するのでありますか、それとも又茲に御配付になつて居る「貴族院議員當選無効の訴に對する議決報告書」之に付て決議するのではないかと思ひますが、前例はさう云ふ風になつて居らぬのですか。

○議長（公爵德川家達君）　先例は判決文のみと考へて居ります、採決を致します、議長は必要と認めまするから、無名投票を以て決定します、念の爲め諸君に申上げますが、貴族院規則第百十條に依りまして、問題を可とする議員、即ち資格審査委員長の報告を可とする議員は白球を、否とする議員は黑球を御投函を願ひます、本日は無名投票でございますから、此演壇へ御出を願ひます、次に御注意を致しますが、御名刺の御携帶を御失念のないやうに願ひます、氏名點呼を行ひます。

〔書記官氏名點呼を行ふ〕

○議長（公爵德川家達君）　是より開票を致します……是より計算を致させます。

〔書記官投票を計算す〕

○議長（公爵德川家達君）　無記名投票の結果を御報告に及びます、投票總數百七十四、白票を投じたる者即ち資格審査委員長の報告を可とする者百七十一黑票を即ち委員長の報告を否とする者三、故に資格審査委員長の報告は可決せられました、次の日程は決定次第御通知に及びます本日は之にて散會。

午後一時十八分散會

○大正八年三月十五日（土曜日）

午前十時八分開議

議事日程　第十八號

第一　**川上親晴君請暇の件**
第二　**私立學校用地免租に關する法律案**（政府提出）（衆議院送付）　第一讀會
第三　**軌道條例中改正法律案**（政府提出、衆議院送付）　第一讀會
第四　**仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案**（政府提出、衆議院送付）　第一讀會
第五　**大正六年度豫備金支出の件**（承諾を求むる件）（衆議院送付）　會議
第六　**大正六年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件**（承諾を求むる件）（衆議院送付）　會議
第七　**大正六年度特別會計豫備金支出の件**（承諾を求むる件）（衆議院送付）　會議
第八　**大正六年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件**（承諾を求むる件）（衆議院送付）　會議
第九　**大正六年度大正三年臨時事件豫備費支出の件**（承諾を求むる件）（衆議院送付）　會議
第十　**大正六年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件**（承諾を求むる件）（衆議院送付）　會議
第十一　**大正六年度帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件**（承諾を求むる件）（衆議院送付）　會議
第十二　**開墾助成法案**（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）
第十三　**度量衡法中改正法律案**（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）
第十四　**家祿賞典祿處分に關する法律案**（衆議院提出）　第一讀會の續（委員長報告）
第十五　**沒祿處分を受けたる者に對する給與處分に關する法律案**（衆議院提出）　第一讀會の續（委員長報告）

○議長（公爵德川家達君）　諸般の報告を致させます

〔岡書記官朗讀〕

一昨十三日本院に於て議決したる左の本院提出案は即日之を衆議院に送付せり
史蹟名勝天然紀念物保存法案
同日議決したる議員佐藤友右衛門君に係る當選無効事訴の判決は貴族院議員資格及選擧爭訟判決規則第十一條に依り其の謄本を作り即日之を原告及被告に送達せり
同日衆議院より左の政府提出案を受領せり
私立學校用地免租に關する法律案
大正六年度豫備金支出の件（承諾を求むる件）
大正六年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件（承諾を求むる件）
大正六年度特別會計豫備金支出の件（承諾を求むる件）

大正六年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件（承諾を求むる件）
大正六年度大正三年臨時事件豫備費支出の件（承諾を求むる件）
大正六年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件（承諾を求むる件）
大正六年度帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件（承諾を求むる件）
軌道條例中改正法律案
仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案

同日第四部に於て豫算委員子爵三島彌太郎君の補闕選擧を行ひしに其の結果子爵唐橋在正君當選せり

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

地方鐵道法案外四件特別委員會
委員長　侯爵細川護立君
副委員長　古市公威君

同日委員長より左の報告書を提出せり

開墾助成法案可決報告書
度量衡法中改正法律案修正報告書
家祿賞典祿處分に關する法律案可決報告書
沒祿處分を受けたる者に對する給與處分に關する法律案可決報告書
請願文書表第八回報告書

昨十四日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

利息制限法中改正法律案特別委員會
委員長　伯爵副島道正君
副委員長　加太邦憲君
醫師法中改正法律案特別委員會
委員長　侯爵花山院親家君
副委員長　北里柴三郎君

同日請願委員長より左の報告書を提出せり

請願委員會特別報告第六號

○議長（公爵德川家達君）　是より會議を開きます、日程第一、川上親晴君請暇の件、病氣に付き會期中の請暇でございます、許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第二、私立學校用地免租に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、本日も通牒文の朗讀は省略いたしたく存じます、御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

〔左の送付文及議案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

私立學校用地免租に關する法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

私立學校用地免租ニ關スル法律案

第一條　左ニ揭クルモノノ用ニ供スル土地ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ因リ其ノ地租ヲ免除ス但シ有料借地ハ此ノ限ニ在ラス

一　私立ノ幼稚園、小學校、中學校、高等女學校、實業學校、專門學校、高等學校及大學

二　前號ニ揭ケサル私立學校ニシテ大藏大臣ニ於テ指定シタルモノ

第二條　前條ノ規定ニ依リ地租ヲ免除スヘキ土地ハ校舍及寄宿舍、圖書館其ノ他保育又ハ教育上必要ナル附屬建物ノ敷地並運動場、實習用地其ノ他直接ニ保育又ハ教育ノ用ニ供スルモノニ限ル但シ收益ヲ生スル土地ニ付テハ大藏大臣ハ免租スヘキ區域ヲ制限スルコトヲ得

第三條　北海道府縣市區町村其ノ他ノ公共團體ハ本法ニ依リ免租セラレタル土地ニ對シ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス

附　則

本法ハ大正九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　此私立學校用地免租に關する法律案は教育振興上、私立學校をも保護奬勵して其健全なる發達を圖るの必要がありますに依つて、其教育上必要と致しまする用地に對しまして地租を免除して私立學校の發達を圖る趣意を以て、本案を提出いたしましたる次第でございます、御審議の上、御協贊を與へられむことを望みます。

○阪本釤之助君　唯今議題になつて居りまする私立學校の免租案でありますが、是まで衆議院の提案と致して、之に類する議案が度々提出になつたことがあるのであります、其時にいつも慈善團體、公益法人が矢張り此免租の中に加へられて居つたのでありますが、此度政府が提出されました案は、單に幼稚園、小學校其他の學校に限るのであります、說明に教育振興云々とありまして、是が即ち現內閣の普通教育に於ける振興の唯一の御政策と見えまする故に學校だけになつたものと考へますが、政府に於かれましては慈善團體を如何に御覽になるのでありませうか、此間に輕重がありませうか、折角學校の免租のことを提案されるならば、慈善團體の如きも相當のものだけは之に御加へになるのが或は必要でなからうかと考へまするが、其邊に付て政府の御所見は如何でありませうか、又學校の方面から申しまして圖書館と云ふものは如何に御覽になるのでありませうか、此法案の中には圖書館が見えて居りませぬが自分等の見る所では幼稚園等に對して圖書館と云ふものは、より以上の教育上必要を認めるものでないかと考へますが、特に圖書館を省かれたことは如何なる理由でありませうか、此二點に付て御答辯を願ひたい。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　唯今御尋ねの如く從來慈善團體、又公益法人にも此恩典を與へるやうにと云ふことは、屢々論議せられたことでありますがさう致しますと、公益法人の免租すべき範圍に付きましては、頗る明瞭を缺いて居りますが、動もしますると範圍が擴大いたしまして、遂には國庫の收入にも影響する所少なからざるやうになりますので、今回是は除外してあるのでありまして、單に私立學校と云ふだけに止めました、從つて學校と云ふことに止めました故に唯今の御尋の圖書館は學校と云ふことに認めませぬのでありますからして、今日の法案中には圖書館は這入つて居りませぬのでございます、左樣御承知を願ひます。

○阪本釤之助君　御低聲でございまして能く聽取り兼ねましたが、慈善團體は範圍が甚だ錯綜いたして居るので、ちよつと範圍を示すにも面倒であるから省いたのであると云ふ事に拜承いたしましたが、それは決めやう次第で如何やうにでもなるのであらうと存じますが、唯今是は私立學校だけであると仰つしやいましたが、それは無論書いてありますから、私立學校であると云ふことは承るまでもなく分つて居りますが、慈善團體は內務省の御所管でございます、幸に內務大臣も御出席になつて居りますから、主務大臣として是等の邊は如何に御感じになつて居りますか、幸に御所見を伺ふことが出來ますれば、仕合せと存じます、又圖書館のことに付ては御答辯がありませぬが、是は文部省の御所管か知れませぬが、併し免租の案を大藏大臣に於て御認めになつたのに、輕重の上から圖書館を御省きになつたのは如何なる理由であるか、もう一應御說明を得たいのであります。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　唯今の終ひの圖書館のことに付ては、先刻一應御答をした考へで居りましたが、勿論學校に付屬して居りまする圖書館は、矢張り學校の敷地として入るのでありますが、學校を離れました單獨の圖書館には及んで居らないのであります、學校を主と致したのでありますから、左樣に御承知を願ひます。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　阪本さんの御尋に付きましては、先きに大藏大臣より慈善事業に付いては範圍は極めて廣いので、適確の取調べはむづかしい又國庫の收入の上に於ても考慮を要する次第である斯う云ふことでありまするが、左樣な考に於て未だ法案を提出するには至りませぬ、其の奬勵の必要はありと認めて居りますけれども、免租の手續を致すまでには今考へて居りませぬ。

○阪本釤之助君　大藏大臣は學校の內に在る圖書館は、無論學校として免租になるべきもの、外の圖書館は這入つて居りませぬと云ふ、洵に妙な御答を得ましたが、それは法文を讀めば分つて居ることで、唯だ本員が御尋ね申しましたのは圖書館をなぜ御省きになつたかと云ふことを伺ひましたのですが、餘り時間を費しましては却つて恐縮でありますから、詳しいことは定めし特別委員會で充分御質問がありませうから差控へて置きます、本員の問に對して御答になつて居らぬやうに思ひます。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　御答は要せぬと云ふ

ことでありまするが、私の申述べ方が不足の爲に御質問の趣意に副はなかつたと云ふことは甚だ遺憾に考へますで、申上げますが、圖書館は圖書を蒐集いたしまして公衆の閲覽に供する目的を以て設置いたして居りますので、直接教育を爲すと云ふことではありませぬ、又さう云ふ圖書館に對しては精密なる監督に服して居る譯ではございませぬ、設備のまちまちなるものでありまして、それに類しまする博物館、陳列場等の權衡に付ては、又考慮を要する次第でありますから、それで學校を離れたる圖書館は此免租の內に這入らぬ理由は左樣なことでありますから、左樣御承知下さいまし。

○議長（公爵德川家達君） 特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔關書記官朗讀〕

私立學校用地免租に關する法律案特別委員

伯爵吉井 幸藏君　子爵野村 益三君
子爵八條 隆正君　小野田元凞君
男爵外松孫太郎君　澤柳政太郎君
高田 早苗君　木場 貞長君
磯部 四郎君

○議長（公爵德川家達君） 日程第三、軌道條例中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

軌道條例中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大五八年三月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

軌道條例中改正法律案

軌道條例中左ノ通改正ス

第四條中「私設鐵道法第二十三條」ヲ「地方鐵道法第六條」ニ、「私設鐵道株式會社ニ非サル會社又ハ輕便鐵道會社ニ非サル會社」ヲ「地方鐵道會社ニ非サル會社」ニ改ム

第五條 地方鐵道法第三十六條ノ規定ハ軌道ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君） 軌道條例中改正法律案は、唯今本院に於て御審議中の地方鐵道法案中第三十五條に於きまして、政府が地方鐵道に接近し又は並行して鐵道を敷設する場合に地方鐵道の被むる損害を補償することの出來る規定を設けましたのであります、其同じ規定を軌道にも準用を致したい爲に改正をする次第でありまする其外同じく此地方鐵道法の改正に伴ひまして、文字上改正する必要がありまするので提出した次第で、宜しく御審議を願ひます

○議長（公爵德川家達君） 此法案は御異議がなければ地方鐵道法案の特別委員に付託を致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 日程第四、仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案

仙北輕便鐵道株式會社所屬ノ輕便鐵道買收費支辨ノ爲政府ハ百六萬五千九百五十圓ヲ限リ公債ヲ發行スルコトヲ得

〔政府委員床次竹二郎君演壇に登る〕

○政府委員（床次竹二郎君） 此仙北輕便鐵道と申しまするのは、宮城縣小牛田より石巻に至る鐵道でございます、鐵道敷設法の豫定線に該當いたしまして陸羽を橫斷する幹線の一部でございますが、其軌間は二呎六吋でございまして國有鐵道と連絡疏通上支障少なくないのでございます、それ故に之を買收いたしまして、其軌間を改めまして統一して管理を致し、交通上の便利を圖りたいと云ふ趣意でございます、どうぞ御協贊を願ひたうございます。

○議長（公爵德川家達君） 此法案も御異議がなければ地方鐵道法案の委員に付託を致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 日程第五、大正六年度豫備金支出の件、第六、大正六年度豫算超過及豫算外支出の件、第七、大正六年度特別會計豫備金支出の件、第八、大正六年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件、第九、大正六年度大正三年臨時事件豫備費支出の件、第十、大正六年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件、第十一大正六年度帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件、承諾を求むる件、衆議院送付、會議、御異議がなければ第五より第十一までは束ねて問題に供します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

大正六年度豫備金支出の件

大正六年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件

大正六年度特別會計豫備金支出の件

大年六年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件

大正六年度大正三年臨時事件豫備費支出の件

大正六年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件

大正六年度帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件

右本院に於て承諾すへきものと議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

一大正六年度豫備金支出の件

一大正六年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件

一大正六年度特別會計豫備金支出の件

一大正六年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件

一大正六年度大正三年臨時事件豫備費支出の件

一大正六年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件

一大正六年度帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件

右帝國憲法第六十四條第二項に依り承諾を求むる爲勅旨を奉し帝國議會に提出す

大正八年三月一日

內閣總理大臣兼司法大臣 原 敬
海軍大臣 加藤友三郎
外務大臣 子爵內田康哉
大藏大臣 男爵高橋是清
陸軍大臣 田中義一
農商務大臣 山本達雄
內務大臣 床次竹二郎
文部大臣 中橋德五郎
遞信大臣 野田卯太郎

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君） 今回政府は大正六年度に於きまする一般會計及各特別會計豫備金及豫備金外支出、大正三年臨時事件豫備費支出、帝國鐵道積立金及積立金外支出に關する事後承諾を求むる爲に此議案を提出いたしましたるに付き、大體に付て說明を致します、大正六年度一般會計の第一豫備金の豫算額は二百萬圓でございまして衞生試驗所阿片費、傳染病豫防檢疫諸費、遞信省拂戾金、遞信事業用證票及式紙類費、其他必要避くべからざる豫算の不足に對して其全部を流用いたしました、又大正六年度一般會計の第二豫備金の豫算額は四百萬圓でございました、在天津居留民團水害復舊費補助、各廳風水害及火災復舊費、米國派遣軍艦費、其他必要なる豫算外の支出に對しまして是が全部を充用いたしました、其他必要なる費途に對しまして、國庫の剩餘金を以て豫算超過及豫算外の支出をなしたるものが九百餘萬圓でございます、又大正六年度帝國鐵道特別會計積立金勘定に於きまして補塡金の豫算額は三百九萬圓餘でございましたが、收益勘定に於きまする鐵道作業費豫算の不足に對して是が全部を充用いたしました、右の外尙ほ歲出豫算の不足するものがございました爲に、收益勘定及資本勘定に於きまして各々其歲入を以て豫算超過の支出を爲したるもの收益勘定に於て二千四百九十餘萬圓、資本勘定に於て二千二百餘萬圓となります、右の外各特別會計にありましても亦必要已むを得ざる費途に對しまして豫備金又は豫備金外の歲入を以て豫算超過及豫算外の支出を爲したるものであります、以上は何れも緊急避くべからざる事項と認めまして是が支出を爲したるものでございます、依つて愼重御審議の上御承諾を與へられむことを切望致します。

○議長（公爵德川家達君） 御異議がなければ日程第五より同第十一までの議案は同委員に付託いたします。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 特別委員の氏名を書記官をして朗讀致させます。

〔閣書記官朗讀〕

大正六年度豫備金支出の件（承諾を求むる件）外六件特別委員

子爵青木信光君　男爵村上敬次郎君
男爵毛利五郎君　男爵清水資治君
男爵岩倉道倶君　石井省一郎君
中島永元君　伊藤傳七君
伊丹彌太郎君

○議長（公爵徳川家達君）　第十二、開墾助成法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため玆に記錄す以下之に傚ふ〕

開墾助成法案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月十三日

右特別委員長　伯爵　廣澤金次郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔伯爵廣澤金次郎君演壇に登る〕

○伯爵廣澤金次郎君　是より唯今議題に上りました開墾助成法案委員會の經過及結果を御報告申上げます、本案の委員會は前後通じまして七回開會いたしました、委員會に於きましては當局農商務大臣及政府委員より懇篤なる説明がありまして、又委員諸君よりも殆どありと有らゆる方面に亘りまして質問が出ました、隨分中には重複いたしました質問もありましたが、之に對して一々政府委員より説明がありました、是等は何れ後ほど申上げやうと考へます、本案は政府の食糧問題に對します政策の一として現れたのでありまして、即ち我國の重要食糧、即ち米麥の增殖を圖ると云ふのが本案の大趣旨であります政府の調査に依りますれば本邦……本土及北海道に亘りまして未開墾地にして開墾に適すべき面積は約二百萬町歩ありまして其中內地に屬する分が百三十萬町歩、其中で百町歩以上の集團地のみでありましても約五十萬町歩將來開墾に適するものがあると云ふ政府の調査で有ます、政府は昨年八月以來土地利用調査と云ふ機關を設けられまして、其機關に依つて既に調査を終りましたものが五萬町歩程あるのであります、今回の開墾助成法案の政府の計畫は唯今申上げましたる五十萬町歩、即ち大集團地の開墾助成法適用地の五十萬町歩の半分即ち二十五萬町歩、右十五箇年間に亘りまして之を開墾して米麥の增加を圖ると云ふのであります唯今申上げました土地利用調査の終りましたものが五萬町歩あります、其中の一割、即ち五千町歩、是が本年の第一の計畫になつて居るのであります、而して此五萬町歩中の五千町歩に對します助成金は約四萬五千圓で是は本年大正八年度の本豫算に計上されたのであります、是は豫算の問題でありますが、御參考に申上げて置きますが、此四萬五千圓の助成金の計算の方法は如何に依つて立てられたかと云ふことを一應御報告申しますが、政府の豫算に依りますと開墾地の田地に屬する分は、開墾の費用を七十五圓と立てゝ居ります、一段歩……而して畑地は二十五圓と立てゝ居るのであります、即ち田地及畑地に屬する開墾費用を通じまして開墾費用は、政府の豫算は一段別の平均額は五十圓、故に初年度の開墾の計畫の五千町歩に對しますると是が開墾費用は二百五十萬圓に當るのであります、中政府の考に依りますと、初年度に於ては五百萬圓の中七十五萬圓位の開墾費用が掛かるだらうと云ふことに於きまして、其七十五萬圓に對する六朱は即ち四萬五千圓に當るのであります、而して其六朱の助成金を交付すると云ふには、如何なる理由に依つて交付しなければならぬかと云ふことが起りますが、是に對しまます政府の意見は開墾に投資いたします金と云ふものはなかく莫大なる金を要する併ながら其投資資本に對して是が利益を生ずるまでには、何箇年間と云ふ年限を期せなければ利益を生じないと云ふ結果になるのであります、故に是等の投資資本に對して相當の期間、即ち收益を得て相當の利益を見るまでは、政府が之に補助をいたさなければ、到底此未開墾地の開墾を完全に期することが出來ない故に助成金を支出すると云ふので本案を提出したと云ふのであります、又政府の參考書に依りますると、此計畫の二十五萬町歩が十五年間に亘りまして果して完全に開墾が出來たと致しますると向ふ三十箇年後の玆に豫想の表がありますが、內地の未開墾地の開墾の結果の增額と、是に合せまする所に朝鮮及び臺灣の過剩米、即ち內地に移入し得らるべき臺灣及朝鮮の收穫高を合せますると三十年後には米が三千二百六十一萬石、麥が三百九十一萬石の收穫と云ふことになりまして、一箇年の人口の增加が七十萬と致しますと、向ふ三十箇年間の米及麥の即ち本國の食糧の需用供給と云ふことに見まするど果して政府の豫期するやうな結果を得ますれば、即ち食糧の需要供給の權衡を保たれるのであります、次に本案に於きまして許可の方針は如何なる方針であるかと政府に尋ねました所が、本案には在りませぬが、政府の方針と致しましては、當初は五十町歩以上の開墾者に限り助成金を支出すると云ふ案でありましたが、衆議院の希望を入れまして、五町歩以上の出願者になれば出願の個人たるを問はず、又法人たるを問はず、相當の計畫を致して、而して政府に於て調査の結果是が開墾成就の見込あるものならば、五町歩以上の出願者ならば此補助の恩典に浴せしむると云ふ政府の案であります、次に政府の原案の趣旨及要領は之に止めて置きまして、衆議院の修正に付て一言申上げます、前以つて申上げて置きますが、衆議院の修正に付きましては政府は全然同意を表して居りまして、衆議院の修正なるものは條數に於きましては三四箇條に亘りますが、其修正の目的は唯二つであります、即ち第一條に於きまして、「豫算ノ範圍內ニ於テ助成金ヲ交付スルコトヲ得」とありますのを、「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ字句を衆議院に於て削除して居ります、之に付きまして委員會に於ても種々議論があつたのであります、此「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ字句を削りますのは即ち出願者が非常に多數出ましたならば、其出願に對する助成金の金額の制限と云ふものは殆ど出來なくなりはせぬか、從つて是は政府として助成金の支出に對して疑義を生ずると云ふ斯う云ふ議論も出たのであります、政府は之に對しまして、殊に大藏大臣は之に對しまして言明がありました、玆に「豫算ノ範圍內」と云ふ字があると無いとに拘らず、政府は豫算のなき仕事に對しては同意を表せぬ、即ち將來は年々の豫算の範圍內の即ち豫算に提出してある助成金の金額の範圍內に於て開墾の事業を許す方針である、又大藏大臣は言明されて曰く假令助成金の支出額が非常に多大になる場合に於ても、追加豫算等は決して提出せぬと云ふことを明に言明されました、其他の衆議院の修正は第三條より第五條に至ります、其外六條より九條まで字句の修正がありますが、是は何れも助成金の返還と云ふものを切捨てた結果であります、政府の本案提出の趣旨は、助成金を約八箇年間、即ち此八箇年と申しますのは、開墾の年限が五箇年間で開墾の事業が結了致しまして後三箇年間、通じて約八箇年間の間に六朱の助成金を與へまして、而して最後の交付の年の翌年から起算しまして、二十箇年間に此の助成金を返還せしむることに政府の法案はなつて居つたのであります、然るに衆議院に於きましては全然返還主義と云ふことを認めませぬで、助成金は交付したなり即ち助成金は返還を要せざると云ふ方針に衆議院に於て修正したのであります、政府は之に付て同意されて居りますが、其同意の理由は如何であるかと云ふことを質問いたしましたが、政府と致しましては兎に角食糧の充實と云ふことに非常に重きを置く故に、此の助成金の返還主義を廢したならば、益々食糧の充實を速成するに違ひないから、故に衆議院の修正に同意する、又財政上に於きましても、ちよつと玆で申上げますが、本案が通過いたしまして向ふ十五箇年に果して二十五萬町歩の開墾が此の法案に依つて出來上りました結果になりますると、本年度より向ふ約二十箇年間に亘りまして、國家の助成金の總支出額が四千九百萬圓の多額になるのであります、故に衆議院の修正の結果として國家は約五千萬圓の支出を將來二十箇年間に於て契約したと同樣な結果になるのであります、就きましては大藏大臣に於ても、政府に於て差支が無いものであるかと云ふことを尋ねました、所が大藏大臣に於きましても政府の財政上差支ないと云ふ答辯を得て居ります、又此返還と云ふ主義を撤廢いたしたならば、他の産業、事業に累を及ぼしはせぬかと云ふ疑義が出たのであります之に對しまして農商務當局者は食糧、其中でも米麥の如きは總ての産業の根本のものであるから、他の産業策と同一に論じなくても差支ない、故に他の産業の獎勵には累を及ぼさぬと云ふ考であると云ふ御答でありました、以上委員會に於きまして政府の案及衆議院の修正に付きまして種々の研究をしました結果だけでありますが、是より委員會に於きまして種々の質問が出ました、其要點のみだけ申上げて置かうと思ひます、先づ第一が現今既に制定されてありまする耕地整理法等の關係に付て質問がありました、現在の耕地整理法に依りましても開墾と云ふものに對して相當の政府から補助をして居るのであります、耕地整理法に依りますと二種類の事業が出來ることになつて居ります、一は普通の所謂耕地整理

でありまして、一は即ち開墾に關して政府より補助が出來ることになつて居ります、而して其率は如何なる程度の補助が現在の耕地整理法で得られるかと云ふことになりますと、投資資本に對して一割八分九厘の補助は國家から支出し得るのであります、然るに開墾助成法の衆議院修正の如くになりますると此法案に依つて將來助成金を得ます率は、如何になるかと計算を致して見ますると、唯今の耕地整理法の補助の率と同樣の計算を採ると致しますと、約二割八分になるのであります、即ち耕地整理法に依りまして開墾事業の補助よりは約一割の增率と云ふことになるのであります、故に委員の中より本案が通過した結果としては、耕地整理法の普通開墾補助に對して甚だ平均を得ぬではないかと云ふ御說が出たのであります、併ながら政府の說明に依りますれば將來の計畫は耕地整理法の普通開墾に依らずして、皆此助成法案の開墾に來れば、同樣の二割八分の恩典に浴すると云ふことがあると云ふことになるのであります、次は山林、林野等の關係に付きまして、委員會に種々の質問又御希望も出ましたから、一應申上げて置きまするが、成るほど開墾事業を奬勵して食糧を增加すると云ふ事には異議はないけれども農業の利益のみに著眼して他の關係を犧牲に供すると云ふやうなことは望ましくない、即ち從來ありまする山林、原野、湖水等は從來としても種々色々の方面に利用されて居るものが澤山にある、故に唯々農業のみを奬勵の目的を以つて山林、林野等を徒に開發したならば、他の產業即ち木材、薪炭の供給、或は牧畜の事業とか、さう云ふ關係にも甚だ累を及ぼすやうな嫌ひなきにしも非ず、故に此の開墾事業を奬勵さるゝならば他の山林其の他の關係に著眼して、是等の事業に累を及ぼさないやうな方針で、本案を施行して貰ひたいと云ふ希望が出たのであります、次に漁業權との關係に付きましても政府に質問いたしました、是は尤も第一條の「湖海ノ埋立若ハ干拓」と云ふ事業に關して起る問題でありますが、是は既に耕地整理事業に付きましても漁業權等の問題が種々複雜なる關係があるに依りまして、目下衆議院に提出中の耕地整理法中の改正案で、將來漁業權と他の所謂耕地整理、若くは開墾事業等との衝突のなきやうに、是等は調和を圖ると云ふことになりまして目下衆議院に耕地整理法中の改正案が提出されたと云ふことであります、次には治水事業との關係に付きましても委員會で質問が出て居ります、之に對しまする政府の說明は、治水事業に付きましては何れも地方廳の監督を受けるものであるから差支ないやうに考へる、又大なる關係でありますれば內務省の土木局にも諮問し、又是が監督を受けることになる結果であるから、治水事業に關しては心配することはないと云ふのが政府の說明であります、次には開墾に要しまする勞力の供給如何と云ふことに付て質問が出ました、即ち東北地方の如き人口の稀薄なる土地、而かも未開墾地の多き場所に於きまして、勞力の供給には政府は如何なる見込を有するかと云ふ問題が起つたのであります、之に對しまして政府の答辯に曰く固より東北の如き人口稀薄の土地には成るべく他地方より勞力者を誘致すると云ふ方針を採る、且つ將來は機械農業と云ふものを奬勵し又牛馬耕を奬勵して、人口の稀薄なる場所の應急手段としては相當の手段を採る、即ち或る場合に於きましては人口の過剩の方面より過剩の人口を成るべく奬勵して此開墾事業の起りました而して人口の稀薄な所には、此所謂一種の移民政策と云ふものを採つても之には應ずることが出來ると云ふのが政府の答辯であります、もう一つ疑問が起りましたのは、次には開墾地の不可分と云ふ問題であります、是は主もに第二條の第一項に係りまして起きた疑義であります、即ち茲に五十町歩以上の大集團地の開墾地を出願した場合に、總開墾事業は五箇年を要すると致しましても、其五十町歩の中例へば二十町歩は最初の二箇年に於て之を完成した曉には、其二十町歩に對するものだけは是は區分いたしまして、完成の分は其年より三箇年と云ふことを計算いたしまして都合八箇年分の助成金を與へるとすることが公平であるか、之に付ては政府は如何なる方針を採るかと云ふことを質問いたしましたらば、集團地の開墾に付きましては全面積の開墾と云ふものを計畫の根本と致すに依つて、全面積の完了の翌年より三箇年は矢張り支給する事になると云ふのが政府の說明であります、要する大集團地の開墾に付きましては、政府は是は不可分と云ふ方針を採つて居られると吾々は解釋したのであります、最後に起りました問題は諸君も新聞其他で御承知でありませうが、帝國開墾株式會社との關係であります、之に付きましては政府は開墾助成法案の如き案を本議會に提出して置きながら、尙ほ其上に帝國開墾會社の如き案、即ち是の助成法案を近々議會に提出すると云ふのは如何なる理由であるかと云ふことに付て、政府の說明を求めたのであります、政府の之に對する答辯と致しましては、帝國開墾株式會社なるものは本案即ち開墾助成法を政府が提出いたしました以後に起きた問題で而かも是は政府より促がした問題でなくして、民間より出ました案でありまして、或は東北振興會とか、國產奬勵會とか、それ等の民間の團體が主となりまして、我國の食糧を增加するには國家的の觀念を以て一大會社を起して國家に盡したいと云ふので此帝國開墾株式會社と云ふものが今や將に生れんとするのであります、而して政府も成るべく食糧の增加と云ふことは、如何なる方面に於ても圖らねばならぬと云ふ責任を感じて、相當の條件を附して帝國開墾株式會社にも八朱の利子の補給をすると云ふことに方針を採つて居るのである、何れ是は本議會中に或は單行法律でありまするか、或は豫算外國庫の負擔の追加として、何れかにして近日本議會に提出すると云ふ政府の答辯でございました、以上は本案に付きまして委員會に於きました質問及御希望等の要領であります、で詳細は速記錄で十分に御了解あることゝ考へます、委員會に於きましては以上申上げましたる如き總ての方面に於て、何十となく質問が出ましたが、又希望として一二の希望も出ましたし御斷りして置きまするが、委員中には一名の反對者があつたと云ふことは確かであります、其他に於きましては採決の場合に於きましては別に御議論がなく、又修正案も出ませぬで、全部政府案は衆議院修正の如く可決したのであります、此段御報告を申上げます。

〔伊澤多喜男君演壇に登る〕

○伊澤多喜男君　私は本案の第一條の規定に付きまして、疑問を有つて居りまするからして一應伺ひたいと思ふのであります、「本案第一條中の「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ文字は衆議院の修正に依りまして削除になりました、是は私は矢張り存置して置くことが必要ではあるまいかと云ふ疑問を有つて居るのでございます、此點に關しまする政府の衆議院に於ける特別委員會及本會等に於ての答辯は、人に依つてから區々まち／＼になつて居るやうに存じますそれから衆議院の立法例も甚だ不統一になつて居るのではないかと云ふ憾みがあるのでございます、即ち同一事項を規定する場合に於きまして、一の場合には「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ文字を削除しまして、他の場合に於きましては「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふことを衆議院が提出したる案にも殊更に明記してあるのでございます、私は此事に關しまする事實と、それからして私が先刻述べましたやうな疑問を生じましたる理由とを述べまして、私の質問の趣旨を明に致したいと存じます、先きに衆議院が本案第一條中の「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ文字を削除しましたる理由を、當時の速記錄に依つて見て見ますると、斯やうなことでございます、特別委員會に於きまして委員長の報告は斯やうでございます、此「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ一句を削除したいと云ふことが一つの決議でありました、是は無論此一句も有つても無くても、政府の支出は豫算の範圍內に於いてしなければならぬのは當然でありますから、純然たる法律論としては區別はないかも知れぬ云々とございまして、終ひに行きまして「或は豫備金を支出するやうな事もあるかも知れませぬ、追加豫算を提出すると云ふやうなことがあるかも知れませず、兎も角も此法案の目的を貫くことを達成せしむると云ふ意味を、間接に言ひ現はす手段の一つとして、此一句を削りたい」斯う云ふことを申して居ります、それで此場合に政府委員である西野主計局長は此事に向つて非常に反對を唱へて居らるゝのであります、即ち原案維持に向つて大いに努められて居るのであります、それはどう云ふ事を申して居らるゝかと申しますると、「大體の御趣旨は、豫算金額を以て此助成に制限を置くことは困る、豫算の範圍を超へても助成金を交付するやうにして貰ひたいと云ふ御意思のやうに拜承致しました」それで中は略しまして「唯今の所では、此豫算と豫算外國庫の負擔となるべき案とを以ちまして、此範圍內に於て助成金を交付することに致したいと考へて居ります「豫算ノ範圍ニ於テ」と云ふ文字を削除されることは、成べく原案の通りに存置せられんことを希望致します」斯やうに申して政府委員は衆議院の修正に反對して政府原案の維持に努めて居られるのであります、所が之に對して衆議院の或る一員は頗る

激しき言葉を以て、何と申しますか、政府に迫つて居るのであります、それはどう云ふ意味のことを申して居るかと云ふと政府の今年度に出して居る四萬五千圓位の金では到底足りるものではない、であるからして今の大藏省の政府委員の言ふが如くであるならば、吾々は又大いに期する所がある、と云ふやうなことを申して政府に迫つて居ります、之に對しては委員長が仲裁的に申して居ります「どうですか三輪さん、御意見は十分向ふに徹底したらうと思ひますので、何れ大臣なり次官から御話があるかも知れませぬ」斯う云ふやうな爲體でございます、さうしまして結局衆議院が本會議に於て此「豫算ノ範圍内ニ於テ」と云ふことを削りました理由は斯様でございます、是は委員長の報告でござりまするが、「豫算がなければ實行の出來ない譯でありますけれども併ながらさう云ふ場合には是非とも政府に於ても、欣んで是等の豫算の不足を補充する途を講じて戴きたい、其意味を間接的に……極めて間接でありませうけれども……間接的に現す意味に於て、此第一條の「豫算ノ範圍内ニ於テ」と云ふ一句は如何にも目障りである、それ故に之を削らうと云ふのであります」斯う云ふことで、はつきりは分りませぬけれども、要するに此「豫算ノ範圍内ニ於テ」と云ふ文字があると云ふと、豫備金支出とか、或は追加豫算等のことを自由にやつて貰ふのに不便であるから、それで削りたいと云ふのが衆議院の精神であるが如くに見えるのであります、何故に目障りであるかは分りませぬが、段々に見て行きまするとさう云ふ風に思はれるのでございます、前來述べまする通りに衆議院に於きましては政府が頻りと原案維持に努めたに拘らず、大に骨を折つて此豫算の範圍内にと云ふ字句を削つたのでありますから、政府が貴族院の特別委員會などに於て述べられる如く此「豫算ノ範圍内ニ於テ」と云ふ文句は、有つても無くても同じことであると云ふことには、どうも考へられないのであります、それで私共の此解釋しまする所に依りますれば、是は「豫算ノ範圍内ニ於テ」と云ふことが有ると無いとは霄壤、月鼈の差があると思ふのでございまする、即ち「豫算ノ範圍内ニ於テ」と云ふことがございますれば、政府は豫算の拘束を受けると私は考へます、此文字を省いたが爲に政府は豫算に付ては何等の拘束を受けず、開墾助成の出願が出て來ますれば、之に對して自由に指令を與へることが出來る、其結果遂に憲法六十七條の義務支出と云ふことになるのであらうと、私は考へるのであります左様なる疑がございましたからして、本院には嘗て大藏大臣をなされた方とか次官等を經歴された方がございますから、それ等の先輩及同僚にも就いて研究を致しました、所が何れも大體私の考へまするのと同様の意見を有つて居ります、それ故に特別委員會に就きましても、此點に付て屢々執拗く質問を致しましたが、矢張政府の答辯は豫算の範圍内の文句は有つても無くても同じことであると云ふ一點張りで、私は甚だ了解を得るに苦しみました次第でございます、さうして唯今委員長からして御報告のありました通りに、本院の特別委員會に於きましては、最終の日に大藏大臣の特に出席を求められて、さうして其意見を問はれたのであります、其速記錄は斯様なものであります「男爵武井守正君「豫算ノ範圍内ニ於テ」と云ふことを衆議院で削除を致しましたですが、削除いたしましても、矢張り豫算の範圍内に止まると思ひますけれども、大藏大臣の御解釋を一應御辯明を願ひたい」之に對して國務大臣男爵高橋是清君は「唯今武井男爵の御尋ねに對して御答へ致します、衆議院で削りました豫算の範圍内と云ふことは、有りましても、無くても大藏大臣としては變らないことに考へます、必ず毎年豫算に計上しまして協賛を經ました以上は、其高を超えて其年度に此追加をして出すと云ふやうなことは致さない、豫算の範圍内に於てすると云ふことに決定して居るのであります、左様御承知を願ひます」斯様に答へられて居ります、私は此武井男爵の御質問と大藏大臣の御答辯とは、能く御答へになるべきことを御答へになつて居ると云ふ風に思はないのであります、即ち武井男爵は解釋に付て問はれたのでありますが大藏大臣は自分は此豫算の仕事を如何に執行するかどう云ふ風に仕事を處理するかと云ふことを御答へになつたのでありまして、一體豫算の範圍内に於てと云ふことを削りますれば主務大臣に絶大なる權限を與へるものだと思ふが、それはどうか與へるのであるか與へないのであるかと云ふ御質問に對しては答へずに、私は豫算の高を超えて其年度に追加は出さない積りであります、若くは豫算の範圍内に於てする積りでございます斯う云ふ時分にはどう云ふ事をする積りかと云ふことの御答へになつて居るのであります、此事も吾々どもが伺ひまして非常に參考にはなることでありますけれども、一向武井男爵の解釋に對する答辯と云ふ風にはなつて居らぬと存じます、大藏大臣が右の如き御答辯を爲されまして僅に三十分程經ちました、即ち同日の本會議に於きまして、新しき一の事實が起つたのでございます、それは何であるかと申しまするとと云ふと、衆議院からして煙草專賣法中改正法律案と云ふものが送付されまして、當院の議に上ぼつたのでございます、其の法律案には「前項ノ組合又ハ聯合組合ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ交付金ヲ下付スルコトヲ得」と、斯う云ふ條項がございますのであります、それで私は之に對して政府委員に質問を致しました、所が政府委員は何と御答へになつたかと云ふと、豫算の範圍内と云ふことが此處に明言を致して置く方が明確で宜しいと考へます、斯う云ふ御答でございました、之を言換へますれば、豫算の範圍内と云ふことが茲に明言いたして居ないならば、不明確で宜しくないと斯う云ふことに私はなると存じます、大體事實は右の通りでございます、先きに西野政府委員が衆議院に於て述べられたこと、及大臣、次官が當議場に於て述べられたことを綜合いたしまると云ふと、詰り此豫算の範圍内なる文字を除くと豫算の範圍を超えて助成金を交付すると云ふ解釋をしなければならぬ、少なくとも之を除けば不明確であつて、さうして宜しくないのである、斯う云ふ論結に到達するやうに存ずるのでございます、大分長くなりましてございますが、私の大體質問いたしませうとする所は右の通りでございます、宜しく御答辯を願ひます。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 唯今伊澤君から御質問がありました、衆議院に於きまする此速記錄の中からして、衆議院に於て豫算の範圍内と云ふ數字を削除したに付ては、豫算以外に或は政府の義務とし或は追加豫算として支出の出し得る途を採れる其希望を以て削つたのである、政府委員は反對をしてそれを存置することに努めた、又武井男爵の御尋に對して私が御答をしたのは、男爵の御尋の趣旨に當つて居らぬと云ふことであります、再び此削除のことに付きまして、即ち豫算の範圍内と云ふもの丶有る無いに付ての政府の解釋を御尋ねになつたこと丶考へます、是は速記を全體に通じて御覽下されば明瞭であらうと考へまするが、成程衆議院の此削除説を唱へた人々の希望としては、唯今伊澤君の御述べになつたやうな意思はあつたのでありませうが、此削除に付て政府が同意をいたしましたるのは、決して其希望を容れて同意を致したのではござりませぬ、其豫算の範圍内と云ふ數字を削りましても、實質に於ては變りは無いと云ふ意味に於て同意を致したのであります、それは即ち此豫算の範圍内と云ふ數字を削つたるが爲に、此補助、補給の性質が所謂憲法の第六十七條に依りまする法律上、政府の義務に屬するものと性質が變つたと云ふことは、毛頭認めて居らぬのであります、矢張り實質に於きましては豫算の範圍内と云ふ文字が存置して居るのと少しも變らぬのでございます、又大藏次官が他の法案に付きまして豫算の範圍内と云ふ文字のある方が明確で宜しいと云ふたことは、是は即ち唯今此疑義になつて居りますやうな疑を生じなくて宜しいと云ふ意味でありまして、其文字が無ければ實質が變ると云ふ意味の答辯ではないのでござりまする、左様に御諒承を願ひます。

○湯淺倉平君 大藏大臣に御尋を致しまするが「豫算ノ範圍内ニ於テ」と云ふ文字がありましてもありませぬでも、法律の結果には少しも障りがないと云ふ唯今の御答辯でありましたが、之に付きましては伊澤君より質問されました際に述べられました通り非常な差違があると云ふ見解を懷いて居る人が澤山あるやうであります、本員の想像いたしまする所では、唯今大藏大臣の御答辯になつたやうな解釋を持つて居る人は、恐らく政府内には他にはないのではないかと云ふ想像を來すのであります、去りながら是は見解の相違と致しまして、若し大藏大臣の唯今御答辯になつたやうなことでありまするならば、若し本院に於て……當院に於て「豫算ノ範圍内ニ於テ」と云ふ文字を插入いたしまして疑義を無くする、此點を明確ならしむると云ふ趣旨を以て修正すると云ふことに致しましたならば、政府は之に御同意になる御考でありませうか、一應其點に付て御答辯を煩はしたいのであります。

〔政府委員横田千之助君演壇に登る〕

○政府委員(横田千之助君) 唯今伊澤君及湯淺君の

御質疑に對しまして政府の此問題に付て見る所を今少し明確に致して置きたいと思ふ、開墾助成法に於て伊澤君の御心配になるが如き問題は生じまいと政府が思ふ點は、元來此助成金の期限と云ふものは不確定である、開墾中及其の成就の後四箇年內に幾何の金を交付すると云ふことはありますが、此期限は元來不確定であります、斯の如き不確定の無際限のものに對しては法律は行政部に向つてそれだけの權限を、さう云ふ大なる權限を與へたものと見ないと云ふのが政府の見解であります、併ながら此豫算の範圍內にと云ふ文字があると無いとに付て、何等の區別がないと云ふことは政府は見て居らぬのであります「豫算ノ範圍內ニ於テ」とありますれば補充科目とすることが出來ぬのであります、豫算の範圍內と云ふ文字を削りますれば法律上から見れば補充科目にすることが出來ると思ふので、併し此助成法の性質の上から行きまして、是は年限を繼續して助成金を交付しなければ政治にならぬ、意味を爲さぬ、補充科目として豫備金から一年度の助成金を與へました所で、事後承諾を得なければ次年度に與へることが出來ない、斯う云ふ如き法律の性質として、豫算の範圍內と云ふことが書いてなくても、法律本來の性質からして補充科目を以てしますものでないと云ふ、斯う云ふのが政府の見解であります、玆に於て政府は必ずしも衆議院の修正に雙手を擧げて贊成した譯ではありませぬが、極力是は遏止する必要がない、あると無いとは元來法律の働きを左右するものでない、法律本來の性質からして斯う云ふ意味から來たのであります、從つて上院に於かれまして豫算の範圍內と云ふことを入れても不同意はないかと云ふ御尋でありますが、必ず不同意と云ふことを表明いたす譯ではありませぬが、願くは下院との協議會等の煩雜を避ける爲に、原案通り……衆議院の修正通り御同意を希望する次第であります。

○湯淺倉平君　唯今法制局長官の御答辯がございましたけれども、本員は依然として本員の疑を解くには足らないのであります、去りながら意見の相違を繰返して申すと云ふことは甚だ恐れ多いことでありますから、其點に付きましては重ねては申しませぬ積りでありますが「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ文字があつて政府の最初衆議院に御提案になりました時に、之に伴ひまして豫算外國庫の負擔となる契約を爲すの件の中の農商務省所管の部に開墾奬勵費なるものが載つて居るのであります、若し「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ文字を削除いたしますとしますれば、其點に付て決議を要しないことになるのではありませぬか、豫算の範圍內と云ふ文字が無くても尙ほ豫算外國庫の負擔となる契約を爲すを要する件の中の開墾奬勵費の項を、決議いたさなければならぬ必要があるのでございませうか、此點を伺ひたうございます。

〔政府委員横田千之助君演壇に登る〕

○政府委員(横田千之助君)　唯今湯淺君の御質問に對しましては、私が先き程申しました前段の趣意から來るので、元來補助の指令を爲すべきものであつて、期限の決つてあるものは、是れは政府が豫算外國庫の負擔の契約をせずして繼續年限の補助の指令をすることが出來るものと、政府は解釋して居ります、併し此開墾助成法の如く其期限の不確定なものであつて、補助の數額が幾何に及ぶかと云ふことの分らない未確定のものは、政府の見る所では法律が豫算の範圍內と云ふ明文を置かずとも、法律は行政部に左樣な過大な權限を委任したものとは見て居らぬ、玆に於て豫算外に屬する所の數額に付ては、本年度に於ても豫算に依つて初年度要求すると同時に次年度以後の分を豫算外國庫の負擔の契約として御協贊を求むる次第であります、其見地から來た次第であります。

〔男爵阪谷芳郎君演壇に登る〕

○男爵阪谷芳郎君　私は委員長の報告で定めし說明を承ると考へて居りましたのでありますが、委員長の御報告にございませぬから、一つ御尋ね致したいのであります、此政府の原案に依りますると助成金は助成金を受けた者から返還することになつて居りまして、是は誠に適當なことであらうと考へますのでございます、近年世の風潮を見まするに、既に普通選擧の聲が段々大きくなつて居りまして、兎角一般國民の負擔が重くつて資本家のみが單り都合の好いことをすると云ふやうな感じを有つて居りますので、是は今度歐羅巴戰爭の結果と致しまして、歐洲諸國の現狀に照らしましても當局者として大に御考慮あらねばならぬことであると考へます、即ち此政府の原案に於ては食物の供給に急なるが爲に開墾に助成を與へるが、既に開墾がなつて相當の利益を上げるやうになつたならば、其元金は政府に又返還させると云ふので、資本家が又それを政府に戾すと云ふのでありますから、至極公平なことであらうと考へます、のみならず大藏大臣の御說明に依りますると政府の財政と云ふものは決してさう豐富ではなく、既に教育の如き學校の建築をも借金に依ると云ふやうな苦しい案が、貴族院の方に廻つて居るのでございます、然るに此五千萬圓からの收入を一言の下に政府は御同意なさると云ふのはどう云ふ譯なんでありますか甚だ本員の了解に苦しむ所で、左程容易すく御同意なさるならば初めより原案にない方が宜しいので、原案には立派に其返還の方法に掲げて置きながら、忽ち是に同意なさると云ふのはどう云ふ譯であるか若し此五千萬圓の返還を此處で抹殺して仕舞ふと誰が此負擔を脊負ふかと云ふと、一般國民が脊負はなければならぬ、一般國民は何に依つて脊負ふかと云へば酒の稅、煙草の專賣とか、いろ〳〵の稅に依つて是を負擔するのでありまして、甚だ今日の時勢に照らしては稍々穩當を缺くと考へますので、即ち政府の原案が甚だ當を得て居るやうに思ふのであります、で委員長の御報告にも何も此重大なる點に付て御報告を聽くことを得ませなかつたのは甚だ遺憾と致します、委員長なり若は政府からなり明瞭に此點を御答になつて、國民一般に安心を與へるやうに致したいと考へるのであります、一應御尋ね致します

〔國務大臣男爵高橋是淸君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是淸君)　唯今阪谷男爵の政府は何故に容易すく二十箇年に五千萬圓足らずの歳入を見棄てたか、財政が甚だ困難であるに拘らず容易すく五千萬圓の歳入を見棄てたかと云ふことに付ての御尋ねでございます、固より金高の多少に拘らず歳入の少しでも多きことを希望するのでありまするが、併し此一旦補給した利子を再び又數年に亘つて取返すと云ふことでは、奬勵が少しく足りないやうに思はれる、必ずしも資本家のみがやる仕事でもなし既に開墾をする資本に對して他から借入金等をしまして從事する者が多いので、其利子を拂ふが爲に補給と云ふことは起るのであります、而して其元利を償却することには、なか〳〵其開墾地の收益を以てするのは永年に亘つて目的を達するやうな次第でございます、若し此利子の返還を求めない場合に於ては尙一府開墾のことが奬勵になつて容易すく行はれると云ふことでありますれば、一時に五千萬圓の歳入を失ふのではありませぬ、二十箇年に亘つて年年そくばくの歳入を失ふに過ぎないので、併ながら此補給をした所の事業は必ず國の富を增し、一方には其人の所得も增し、又地租も改まつて來る譯でありますからして、必ず利子を戾されなくても、其結果として即ち國の富を增し其人の所得を增すと云ふ上に於て、自然と矢張りそれだけ政府の歳入を增加することになるのであります、益々奬勵する意味に於て政府は其返還と云ふことを罷めることに同意いたしたのでございます、故に全く是が歳入の缺陷を全部生ずると云ふ譯でなく間接に所得稅なり地租なり、さう云ふ方からして、自ら此結果として歳入を增す結果になりますからして、其邊のことを考慮いたしまして一旦與へました利子補給は返還するに及ばずと云ふことに同意を致したのでございますからして左樣御承知を願ひます。

○議長(公爵德川家達君)　採決を致します、本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長(公爵德川家達君)　過半數と認めます。

○伯爵廣澤金次郎君　直ちに第二讀會を開かれんことを望みます。

○男爵武井守正君　贊成。

○伊澤多喜男君　本案は政府の計畫に依りましても五千萬圓と云ふ大なる支出をしなければならぬことであります、又吾々共の見解に依りますれば是が一億になるか、或は二億になるか分らぬと云ふ重大なる法案でありますからして成規の期間を置いて第二讀會を開かれんことを希望いたします。

〔男爵中川興長君發言の許可を求む〕

○議長(公爵德川家達君)　中川男爵は何ですか。

○男爵中川興長君　伊澤君に贊成であります。

○議長(公爵德川家達君)　伊澤君の發言には贊成を要しませぬ廣澤伯爵の直ちに第二讀會を開くべしと云ふ動議に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者……

○議長(公爵德川家達君)　暫く御起立を願ひます……數が不明瞭でございますから、定規の日數を經まして二讀會を開くと云ふ說に贊成の諸君の起立を請ひます。

起立者……

○議長(公爵德川家達君) 記名投票を行ひまして決します、念の爲め申上げますが、廣澤伯爵の動議、即ち直ちに本案の二讀會を開くと云ふ說に贊成の諸君は白色票を、反對の諸君は青色票を投票函へ御投入を請ひます、書記官をして投票を受取る爲に議席に差出します。

〔書記官投票を集む〕

○議長(公爵德川家達君) 投票漏れはございませぬか、是より開票、計算を致させます。

〔書記官投票を計算す〕

○議長(公爵德川家達君) 記名投票の結果を御報告に及びます、投票總數二百七、白色票、即ち廣澤伯爵の動議を可とする者六十八、青票即ち廣澤伯爵の動議を否とする者百三十九、故に廣澤伯爵の動議は否決せられました、休憩を致します。

〔參照〕

贊成　六十八名

反對　百三十九名

贊成者氏名

侯爵黒田長成君　侯爵德川圀順君
伯爵吉井幸藏君　伯爵松木宗隆君
伯爵廣澤金次郎君　伯爵副島道正君
子爵藤波言忠君　子爵唐橋在正君
子爵一柳末德君　子爵大宮以季君
子爵毛利高範君　子爵冷泉爲勇君
子爵牧野忠篤君　子爵永井尚敏君
子爵五辻治仲君　子爵細川立興君
子爵西大路吉光君　子爵立花種忠君
子爵新庄直知君　子爵小笠原勁一君
子爵西尾忠方君　子爵板倉勝憲君
高崎親章君　大山綱昌君
北里柴三郎君　男爵山川健次郎君
和田彦次郎君　男爵高千穗宣麿君
石塚英藏君　小松謙次郎君
岡喜七郎君　男爵太秦供康君
男爵神田乃武君　男爵武井守正君
男爵南岩倉具威君　水野錬太郎君
男爵黒川幹太郎君　男爵清水資治君
男爵永山盛興君　男爵郷誠之助君
高橋琢也君　石渡敏一君
澤柳政太郎君　福永吉之助君
橋本圭三郎君　山之内一次君
木場貞長君　鍋島桂次郎君
磯部四郎君　室田義文君
安樂兼道君　大坂金助君
野々村久次郎君　八木久兵衛君
伊藤傳七君　佐藤友右衛門君
田中源太郎君　星島謹一郎君
竹村與右衛門君　山田紳精君
伊丹彌太郎君　二階堂三郎左衛門君
高橋源次郎君　田中清文君
平尾喜三郎君　竹内權兵衛君
成清信愛君　櫻井伊兵衛君

反對者氏名

侯爵德川賴倫君　侯爵細川護立君
侯爵佐々木行忠君　伯爵松浦厚君
伯爵大木遠吉君　伯爵柳原義光君
伯爵川村鐵太郎君　伯爵津輕英麿君
伯爵小笠原長幹君　伯爵堀田正恒君
子爵伏原宣足君　男爵野村綮介君
山脇玄君　男爵小澤武雄君
平山成信君　子爵青山幸宜君
子爵山口弘達君　子爵鍋島直虎君
子爵本多實方君　子爵舟橋遂賢君
子爵本多忠敬君　子爵藤谷爲寬君
子爵東坊城德長君　子爵松平直德君
子爵青木信光君　子爵前田利定君
子爵櫛笥隆督君　子爵五條爲功君
子爵京極高備君　子爵今城定政君
子爵吉田清風君　子爵大給近孝君
子爵本多忠鋒君　子爵藪篤麿君
子爵秋月種英君　子爵片桐貞央君
子爵堤雄長君　子爵白川資長君
子爵野村益三君　子爵池田政時君
子爵丹羽長德君　子爵米津政賢君
子爵清岡長言君　子爵八條隆正君
子爵大浦兼一君　子爵米倉昌達君
淺田德則君　男爵山中信儀君
松室致君　男爵中川興長君
男爵山根武亮君　男爵村上敬次郎君
有松英義君　男爵山内萬壽治君
荒川義太郎君　河村譲三郎君
男爵宇佐川一正君　男爵村木雅美君
男爵坂本俊篤君　男爵名和長憲君
古市公威君　男爵西紳六郎君
男爵阪井重季君　男爵阪谷芳郎君
男爵内田正敏君　男爵肝付兼行君
男爵藤井包總君　男爵山内長人君
岡田良平君　荒井賢太郎君
男爵平野長祥君　男爵山内豐政君
男爵小早川四郎君　男爵若王子文健君
男爵德川厚君　男爵千秋季隆君
男爵北大路實信君　男爵眞田幸世君
男爵安場末喜君　男爵坪井九八郎君
男爵伊丹春雄君　男爵長松篤棐君
男爵本田親濟君　男爵島津長丸君
男爵神山郡昭君　男爵楠本正敏君
男爵福原俊丸君　男爵横山隆俊君
男爵黒田長和君　男爵岩倉道俱君
男爵安藤直雄君　男爵赤松範一君
男爵今園國貞君　男爵佐竹義準君
男爵藤村義朗君　男爵二條正麿君
男爵調所恒德君　男爵藤堂高成君
男爵辻太郎君　男爵東郷安君
男爵池田長康君　男爵矢吹省三君
男爵島津健之助君　男爵岩佐新君
男爵寺島敏三君　男爵高崎弓彦君
男爵藤田平太郎君　石井省一郎君
谷森眞男君　三宅秀君
中島永元君　原保太郎君
藤田四郎君　石黒五十二君
仁尾惟茂君　倉知鐵吉君
和田維四郎君　伊澤多喜男君
高橋作衛君　西久保弘道君
岡田文次君　江木翼君
市來乙彦君　湯淺倉平君
永田秀次郎君　大村彦太郎君
鈴木摠兵衛君　石橋謙二君
佐藤傳兵衛君　矢口長右衛門君
藤本閑作君　橋本辰二郎君
土田萬助君　西川甚五郎君
大森慶次郎君　勝田銀次郎君
高橋隆一君　三木與吉郎君
島定治郎君

午後零時一分休憩

午後一時十分開會

○議長(公爵德川家達君) 報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

本日特別委員長より左の報告書を提出せり

精神病院法案修正報告書

結核豫防法案修正報告書

「トラホーム」豫防法案修正報告書

○議長(公爵德川家達君) 是より午後の會議を開きます。

○侯爵花山院親家君 此際日程を變更されて精神病院法案外二件の第一讀會の續を開くと云ふ動議を提出いたします。

○男爵高木兼寬君 贊成。

○江木千之君 贊成。

○議長(公爵德川家達君) 花山院侯爵の議事日程を變更せられ、精神病院法案、結核豫防法案、「トラホーム」豫防法案の第一讀會の續を開くに御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます、是より精神病院法案、結核豫防法案「トラホーム」豫防法案、第一讀會の續を開きます、三案とも同一委員に付託せられましたから、委員長の報告は三案とも束ねて煩はすことに致します。

〔侯爵花山院親家君演壇に登る〕

○侯爵花山院親家君 精神病院外二件の委員會の經過並に結果を御報告申上げます、此委員會は去る八日より今日まで六回に亘りまして愼重審議を致したのでございます、當局大臣並に政府委員よりも詳細なる說明がございました、尙ほ委員諸君よりも熟心なる質問がございました、今精神病院の大體の趣旨を申上げます、御承知の通り社會が煩雜になるに隨ひまして精神病者は益々增加をする、年々殖えて來ると云ふ有樣でございまして、大正六年の調べに依りますと、我國の精神病者は六萬四千餘人ございまして、其内入院收容して居る患者が二千人餘でございます、又私宅監置に付せられて居る患者が四千餘人あるのでございまして、是等私宅監置に付せられて居る患者は、其慘狀見るに忍びないと云ふやうな悲慘なる者があるのでございます、それで茲に國庫が補助を致しまして、さうして府縣に精神病院を造

る云ふのが本案の趣旨でございます、委員會に於きましては種々御質問がございました、今其中の二三を御紹介申上げます、此法案の中に國立精神病院と云ふことが書いてございますが、是は現在あるのであるか、又どう云ふ者を收容するのであるか、斯う云ふ御質問がございました、之に對して政府當局よりは國立精神病院は今日現在に於ては無いのである、併ながら將來國立精神病院を造つてさうして患者の中で危險性を帶びて居る、殊に殺人、放火等の患者が年々百五十餘名あるのであるから、斯う云ふ公安を害するやうな患者を各府縣に於て斯う云ふことの危險性の患者を此國立病院に收容するのである斯う云ふ御答辯がありました、又中には地方の遠隔の地より患者を此國立病院に送つて來るのに甚だ困難を感じやしないか、又それが實際に於て巧く行はれるかどうかと云ふ御質問もございました、之に對しては內務大臣より各府縣に置く所の病院にはそれ〲患者の程度があつて、其中で最も重い今申上げましたやうな危險性の患者の如きものは各府縣に於て特別の設備を要するのである、それを一々二三人の爲に特別な設備をすると云ふことは費用も掛かるし、且つ甚だ手數のことであるから、それを一つの國立精神病院に纏めたらそれで其方が却つて宜いと思ふからして、さう云ふ方針を執る積りである、斯う云ふ御答辯でありました、併ながら實際に於ては遠隔の地からして此精神病者を連れて來ると云ふことは或は五六人の監護者を要すると云ふやうな有樣で以て非常に困難であらうと云ふ御質問もございました、それから各府縣に於て如何なる程度の病院を建てれば政府はそれで滿足を爲さるか、又其收容人員はどの位なものであるか、斯う云ふ御質問でありました、之に對して政府當局より大體甲乙丙と三つに分ちまして、甲の中には二百五十人位を收容し、是が先づ四縣位ある見込である、又乙の方には百五十人以上を收容してそれか十二縣位な見込であると云ふことでございました、又丙の病院には五十人未滿を收容する見込である、是が相當の收容人員は六千二百九十六人位は出來る、斯う御答辯でありました、且つ其總經費は五百七十二萬九千餘圓掛つて、此半分を國庫が補助をするのである、斯う云ふことでございました、又國庫補助のことに付て御質問があつたのでございます、之に對しては各府縣を通じて均等に致すのであつて、其創立費、擴張費、初度調辦費の二分の一の補助を爲し、經常費に於て六分の一を補助すると云ふ御答へでございました、之に對して、質問は終りました後に、意見に移りまして委員の方より修正が出たのでございます、さうして是は全會一致で可決すべきものなりと議了いたしたのでございます、其修正を唯今申上げます、精神病院法の第一條の第一項中「但シ必要ト認ムル」云々と云ふ所を削つたのでございます、又第二項を全部削り、第三項も削つたのでございます、さうして但し第一項の但し云々とあります之を削りました理由は、本文に於て既に意を盡して居るのであるから、單獨にも又共同にも設置が出來るのである、特に茲に書く必要はないと云ふので削りましたのでございます、第二項は之は第一條の本文に「主務大臣ハ北海道又ハ府縣ニ對シ精神病院ノ設置ヲ命スルコトヲ得」とありますので、茲に費用のことが書いてございますが、之を特に書上げる必要はない、是は贅文であると云ふので削つたのであります、又第三項は府縣制の第百二十六條の二に、府縣制に關する組合の規定がございまして、之に依りまして共同設置も或は組合も出來ることになつて居るのでありまして府縣制改正の以前ならばいざ知らず、兎に角改正後の今日に於て態々茲に明記をしないでも百二十六條の二に依りまして是が當然出來るのであるからと云ふことで削りましたのであります、それから第六條を削除いたしました、其理由は此中に「國立精神病院」と云ふ文字が在るのでありまして、現在無い所の又今後ずつと先のことは知らず、此法案に依つても直ぐに立たない、所の國立精神病院を掲げると云ふことは、どう云ふものであるか、是は國立精神病院を造られる時に此法案を改正されたならばそれで宜いであらう、今茲に揭げて置く必要はなからうと云ふことでございました、次に結核豫防法に移ります、御承知の通り此結核患者と云ふものは甚だ恐るべきものであつて、是が此法案に依りまして豫防、撲滅をしたいと云ふのが本法の精神でございます、最近の調査に依りますると其患者の數が五十萬人以上もありまして、此中死亡者が八萬人餘もあると云ふことでありまして、殊に壯年である所の十五歲乃至五十歲位の貧困者に結核病者が多いのでありまして、社會政策上、又經濟上に於きまして非常なる損害を來たすと云ふのでありまする、依つて此法案に依りまして、是が豫防、撲滅を圖りたいと云ふのでございます、此法案に對しまして委員會に於きまして、矢張り修正が、委員の方より出ましたのであります、それは第三條を削除いたしたのでございます其理由は醫師が患者に豫防方法を敎へても之を行はない場合には、當該官吏に申告をすると云ふことが規定してあるのでありまして、是は醫者としましても自分の診て居る患者が結核病であるから、それで豫防方法を講じないと言つて直ぐに申告をすると云ふやうなことは、其情に於て甚だ忍びないことである、又患者に依りまして結核病であると云ふことを早く敎へたならば、遂に死期を早めるやうな結果も來たすのであつて、此第三條はさう云ふやうな理由に依りまして、ない方が宜からうと云ふことで削除いたしました、それから第七條の「但シ必要ト認ムルトキハ二以上ノ公共團體ヲ指定シ共同設置ヲ命スルコトヲ妨ケス」と云ふ條文がございますが、此の「但シ必要ト認ムル」云々から以下を削りましたのでございます、是は矢張り精神病院の法案と同じやうな理由に依りまして削つたのでございます、又第二項を削りましたのも精神病院の時に申上げましたのと同じやうな理由でございます、第三項も削りましたのでございます、是は市町村制の百四十九條に市町村組合に關する規定があるのでございまして、之に依つて處理することが十分であつて、態々此處に此規定を書上げる必要がないのである、斯う云ふ理由に依りまして削りましたのでございます、それから第十四條の官廳の下に「公署」と云ふ文字を入れましたのと、官立と云ふ字の下に「公立」と云ふ文字を入れましたのでございます、是は學校の管理者たる所の校長が其豫防をしないと云ふので直ぐに法律に依つて罰せらるゝと云ふやうなことがあつては、甚だ穩かでないと云ふので、此處に公署と云ふ文字を入れ又公立と云ふ文字を入れまして、さうして懲戒令に依つて罰すると云ふことになつた方が穩かである、斯う云ふ理由で此處に入れたのであります、第十五條の「第一項若ハ第三條」此文字を削つたのでございます、是は前に申上げました結果に依りまして之を當然削ることになつたのであります、今度は「トラホーム」豫防法に付きまして申上げます、御承知の通り「トラホーム」患者と云ふものは一千萬人以上もございまして、なか〱傳播の力が強いものでございまして、是が爲に外國に參りまする移民等が禁止をせられて上陸の出來ないと云ふやうな者が澤山あるのでございます、矢張り此法案に依りまして豫防し且つ是が撲滅を圖りたいと云ふのでございます、委員會に於きましては此案にも修正を致しましたのでございます、それは第八條の官廳の下に「公署」と云ふ文字を入れ官立の下に「公立」と云ふ文字を入れたのであります、是は前に申上げました結核豫防法の理由と同じことであります、それから第九條に付きまして患者が豫防方法を示しても之を行はぬと云ふやうな場合、若くは醫師に付きまして書面で指示をしない場合、即ち申告の場合であります、此ときに科料に處すと云ふことがあるのでありますけれども、是は今日醫師を直ちに法律に依つて罰すると云ふやうなことは甚だ面白くないことであつて、外國等に於ては先づ警告を發して然る後に罰すると云ふことになつて居るのでありまして其邊は當局に於て訓令を發し一時的でなく將來共に必ずさう云ふ風にすると、斯う云ふことでございます、委員會に於きましては唯今申上げました通り段段質問應答を重ねまして、殊に六回に亘りまして十分に審査を致したのでございます、さうして此修正案に對しましては全會一致を以て可決いたしましたのでございます、又政府に於ても之には同意すると斯う云ふことでございます、大體御報告申上げます

○阪本釤之助君　唯今の御報告になりました中で承り漏しましたかも存じませぬが、精神病院法の第一條の第二項は御削りになりましたかのやうに承りましたが、御削りになつたのでありますか、なりませぬのでありますか、それを一つ承りたい、それから肺結核の方の第十五條の條文中の「若ハ第三條ノ規定」と云ふ數文字のでありますが、御削りになつたのでありますか、其點を一つ伺ひたい。

○侯爵花山院親家君　精神病院の法案の第二項は削りましたのでございます、それから其後との御問はちよつと分りませぬでございましたが……

○阪本釤之助君　結核豫防法の第十五條の中の「若ハ第三條ノ規定」と云ふ文字がありまするが、是は御削りになつたか、どうかと云ふことであります、立ちました序に伺ひまするが、精神病院法の唯今の第一條の第二項は御削りになつたと致しますると、

結核豫防法の第七條の第二項が丁度同じ趣旨の條文でありまするが、此方は御削りにならなかつたのでありますか、是と唯今伺ひました第十五條の中の數文字を御削りになつたか、ならぬかと云ふ、此二點を伺ひたいのであります。

○侯爵花山院親家君　尙ほ詳しいことは修正をせられた委員より御答辯があると存じます、左樣に……

○江木千之君　修正案を提出いたした私より御答を致しますが、第七條の第二項も削つたのでありまして、唯今委員長の報告に於て述べられて居ります。

○阪本釤之助君　第十五條の方も御削りになつたか十五條にある數文字も矢張り御削りになつて居るのでありますか。

○江木千之君　何條ですか。

○阪本釤之助君　十五條の「若ハ第三條ノ規定」とある、此數文字であります、第二條第一項の次に「若ハ第三條ノ規定」とありますが、此數文字も無論御削りになつたと思ひますが、ちよつと御報告中に聽洩らしましたから……

○江木千之君　其通り……

○阪本釤之助君　御削りになりましたか。

○江木千之君　削つてあります。

○議長（公爵德川家達君）　御異議がなければ唯今委員長の報告せられました三案共に一括して問題に供します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　精神病院法案、結該豫防法案、「トラホーム」豫防法案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○男爵高木兼寛君　唯今二讀會に移すことになりましたる三案とも、第二讀會を直ちに開かれんことを希望いたします。

○北里柴三郎君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　三案の第二讀會を直ちに開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　委員會に於て修正せられました條文を朗讀いたさせます。

〔成瀨書記官朗讀〕

精神病院法中左ノ通修正ス

第一條第一項中但書ヲ削ル

同條第二項ヲ削ル

同條第三項ヲ削ル

第六條ヲ削ル

「第七條」ヲ「第六條」ニ改メ第八條以下條數順次繰上ク

結核豫防法案中左ノ通修正ス

第三條ヲ削ル

第四條ヲ第三條ニ改メ第五條以下第十六條マテ條數順次繰上ク

第七條第一項但書ヲ削ル

同條第二項ヲ削ル

同條第三項ヲ削ル

第九條中「第七條」ヲ「第六條」ニ改ム

第十條中「第七條」ヲ「第六條」ニ改ム

第十一條中「第九條」ヲ「第八條」ニ改ム

第十二條中「第五條」ヲ「第四條」ニ「第八條」ヲ「第七條」ニ改ム

第十三條中「第五條」ヲ「第四條」ニ「第六條」ヲ「第五條」ニ改ム

第十四條中「官廳」ノ下ニ「公署」ヲ加ヘ「官立」ノ下ニ「公立」ヲ加ヘ「第五條」ヲ「第四條」ニ「第六條」ヲ「第五條」ニ改ム

第十五條中「第一項若ハ第三條」ヲ削リ「第四條」ヲ「第三條」ニ改ム

第十六條中「第五條」ヲ「第四條」ニ「第六條」ヲ「第五條」ニ改ム

「トラホーム」豫防法案中左ノ通修正ス

第八條中「官廳」ノ下ニ「公署」ヲ加ヘ「官立」ノ下ニ「公立」ヲ加フ

○議長（公爵德川家達君）　全部を問題に供します、全部特別委員會の修正に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○男爵高木兼寛君　直ちに第三讀會を開かれんことを希望いたします。

○北里柴三郎君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに三案の第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第二讀會の決議通り總て御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第十三、度量衡法中改正法律案、政府提出、第一讀會の續、委員長報告冷泉子爵。

度量衡法中改正法律案

右別冊の通修正せり依て及報告候也

大正八年三月十三日

右特別委員長

子爵　冷泉爲勇

貴族院議長公爵德川家達殿

（行間空なきものは特別委員の修正――は同削除の符號なり）

第四條ノ二　度量衡ニ基キテ定ムル溫度、密度、壓力、工率其ノ他ノ狀態及能率ノ計量ノ單位ニシテ度量衡又ハ度量衡及度量衡ニ非サル他ノ單位ニ依リテ定ムルモノニ關シ。テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條ノ三　度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ○表記。正味量ガ實量ヲ超過スルモノハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

商品ノ度量衡ニ依ル量目ノ表記ハ正味量ノ表記ニ非サルコト明ナル場合ヲ除クノ外之ヲ度量衡ニ依ル正味量ノ表記ト看做ス

第十一條ノ二　當該官吏ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ○表記。正味量カ實量ヲ超過スルモノノ表記ヲ更正シ又ハ消去シ其ノ他取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

〔子爵冷泉爲勇君演壇に登る〕

○子爵冷泉爲勇君　唯今議題に上りました度量衡法中改正法律案の特別委員會の經過並に結果を簡單に御報告申上げます、此委員會は去んぬる十二日、十三日此兩日に亘りまして開會いたしました、先づ正副委員長の互選を行ひまして、引續いて會議を開いたのでございます、本案提出の理由に付きましては、既に先日本議場に於きまして、當局大臣より詳細なる說明がございまして、委員會に於きましても亦右の理由を敷衍して當局者より詳細なる說明を得たのであります、玆に改正せられんとする案には三つの主たる目的があるのであります、第一の理由は計量器の檢定に關する取締でございます、第二は表記量目の取締でございます第三は類似度量衡器に關する取締であります、以上の三點が骨子となりまして、此改正案を提出せられた次第であります、委員會に於きましては委員諸君に於かれましても、本問題に付きまして反覆丁寧に審議、攻究いたされたのであります、隨つて質問も多々ございまするが、今玆に一々之を御紹介申上げることは頗る煩雜に流れまするが故に、玆には其內容の一端即ち質問、應答の極めて大體に亘りまして聊か御紹介を申上げたいと存じます、質問を大別いたしますると大要二點に歸するのであります、それは度量衡の根本問題是が一つ、今一つは改正案に對する質問でございます、此二樣の質問に區分することが出來ると思ひます、前者即ち根本問題に對する質問と致しましては、今や世界各國「メートル」度量衡を採用せんとしつゝある現下の情勢なるにも拘らず、我國に於ては度量は尺、衡は貫を以て基本とすると云ふ原則を今尙ほ墨守しつゝあるのであります、政府は此際に根本的改正案を提出するの意はないか又本改正案に付きましては大正八年度の豫算に計上いたして居りまする度量衡調査委員會なんかの結果を俟つて提出することに出來ないのであるかと云ふ問に對しまして、政府は下の如く答へたのであります、帝國が「メートル」條約に加盟して居る以上は「メートル」法に改むると云ふ事は、主義に於て全然同感である、併ながら其實行方法に付ては極めて愼重なる考慮を要するのであるが故に、是は調査委員會の愼重なる審議に俟たなければならぬ、且つ度量衡の統一其ものは我國に於ける度量衡の根本的方針を定むるにあるのであるけれども、此改正案なるものは單に度量衡又は計量器に付て實際的弊害を除去すると云ふのが趣意である、斯樣に答へられたのであります、次の問に對しまして……質問は字句の修正或は條文の適用其他の質問でございました、詰り原案の第四條の二、第八條の三其他の二三箇條に亘りましての質問でございます、隨分質問も續發したのでございます、併ながら是は專門の事に屬しまするからして、玆に省略して

置きます、詳細に亘りましたる事柄は速記錄に依つて御熟覽を請ひたいと思ひます、質問はその位で打切りまして、討議に入りまして本委員中より三箇條の修正案が出たのであります、便宜上ちよつと朗讀致します、第四條……總て修正案の朗讀を致しまするから左樣御承知を……第四條の二「溫度、密度、硬力、工率其ノ他ノ狀態及能率ノ計量ノ單位ニシテ度量衡又ハ度量衡ニ非サル他ノ單位ニ依ツテ定ムルモノニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム、」是が一箇條でございます、其次は第八條の三でございます、「度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其表記正味量カ實量ヲ超過スルモノハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス」是が第二箇條の修正、第三は第十一條の二「當該官吏ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ表記正味量カ實量ヲ超過スルモノ、表記ヲ更正シ又ハ消去シ其ノ他取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得」斯樣に修正に相成りました、そこで此修正の理由をちよつと申上げまするが、原案に依りますると、字句若くは條文の意義が明瞭を缺いて居る點がござります、詰り此修正案は修文の意義或は字句の解釋に付きまして明瞭に致したと云ふ趣意から致して、修正を致した次第であります、採決に及びまして全會一致を以て委員會は修正案を可決いたしました次第であります、終りに臨みまして、一言附加へて申上げて置きまするが、此改正案に付きましての御質疑等がございましたならば、どうぞ政府委員に御尋ねを願ひたいと存じます、是で御報告は終りました。

○議長(公爵德川家達君) 本案第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長(公爵德川家達君) 過半數と認めます。

○子爵冷泉爲勇君　直ちに第二讀會を開かれむことを望みます。

○子爵西大路吉光君　贊成。

○議長(公爵德川家達君) 直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 全部を問題に供します……特別委員會の修正說に御異存ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○子爵冷泉爲勇君　直ちに三讀會を開かれむことを望みます。

○子爵西大路吉光君　贊成。

○議長(公爵德川家達君) 直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 第二讀會の決議通り御異存ございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 日程第十四、十五は同一委員に付託せられましたから、一括して委員長の報告を求めます、家祿賞典祿處分に關する法律案、沒祿處分を受けたる者に對する給與處分に關する法律案、衆議院提出、第一讀會の續、委員長報告、八條子爵。

家祿賞典祿處分に關する法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月十三日

右特別委員長　子爵　八條隆正

貴族院議長公爵德川家達殿

沒祿處分を受けたる者に對する給與處分に關する法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月十三日

右特別委員長　子爵　八條隆正

貴族院議長公爵德川家達殿

〔子爵八條隆正君演壇に登る〕

○子爵八條隆正君　唯今議題に供せられましたる家祿賞典祿處分に關する法律案、並に沒祿處分を受けたる者に對する給與處分に關する法律案、右二案特別委員會の經過及結果を御報告申上げます、御承知の通り此兩案は貴衆兩院に請願となつて現はれましたものでも有ます、又衆議院に於きましては第三十七帝國議會、並に第四十議會に於きまして、法律案を提出せられたのであります、右兩回とも當院に於きましては愼重なる審査を盡されましたが爲に二回とも審査未了の儘、會期を經過いたしましたのであります、右樣の沿革を以ちましたる兩案でございまするからして、今回は委員會に於きましては委員諸君に於かれましても十分審査せられまして、遂に此懸案を解決する事となりまして、本日此處に委員會の經過を御報告申上ぐる運びに相成りましたのであります、此案は衆議院の提出案でござりまするからして本議場に於きましては、未だ曾て政府より本案の理由の說明を致されたことは無いのでございますから此際私より一應此兩案の提出に至りましたる理由を御紹介申上げる必要があらうと存じます、努めて簡單に申上げます、第一の家祿賞典祿處分に關する法律案から申上げます、明治初年に於きまして、家祿賞典祿は其額が極めて巨額に上ぼりましたので、當時國庫歲出の四分の一乃至三分の一と云ふ額がありましたのであります、從つて其財政上に於ける地位は極めて重大なるものでございましたから、政府は銳意之が整理に努められたのであります、明治三年藩制施行以來、色々の手段を講ぜられまして、遂に明治九年八月に至りまして祿制を廢止し、同年太政官布告第百八號を以つて金祿公債證書發行條例なるものを公布せられまして、舊祿高に對して一定の率を設けて一時に金祿公債證書を交付せられましたのであります、之れを以て祿秩の處分は完結いたしましたのでございます、然る所當時は申すまでもなく庶政更新、百事草創の際でございましたが故に、政府の處分調査、時に錯誤あるを免れなかつたのであります、從つて抑々明治の初年より致しまして祿高の訂正の希望が續々と出まして、政府に對して出願が蝟出いたしましたのであります、政府は亦此の錯誤を認めまして、大に之が查覈に努めまして、時々其請願を採用いたしましたのであります、然る所、其請願は續々蝟出いたしまして、遂に際限がない有樣でありました、斯の如き狀態でありますと折角祿高の整理を致しました所が、遂に財政の整理なるものは得て期すべからざることゝなりまする譯でありますからして、政府は金祿公債處分を致すと同時に同年の九月、太政官布告第百二十三號を以て此祿高に關する請願は將來採用しないと云ふことに定めまして、爾後此布告を勵行いたしまして、一切祿高引直しの請願は受付けなかつたのであります、併ながら舊士族卒族に於きましては依然として祿高の訂正の請願を致しましたのであります、帝國議會が開[illegible]に至りました以後に至りましても、既に第三議會から請願が續々と現はれ、從つて衆議院に於きましては質問書を提出するとか、或は建議案を提出するとか遂には法律案の提出を見るに至つたのであります、而して此法律案は第十議會に至りまして、兩院を通過いたしまして、即ち明治三十年の法律第五十號、家祿賞典祿處分法なるもの即ち是であります、同法に依りまして、明治三年藩制施行以後金祿公債處分に至りますまでの間に於て、政府の錯誤ある處分に依つて祿高に相當する給與を受け得なかつた者は、更に一箇年の期限內に大藏大臣に出願し得る、而して之に對しまして、其理由ある者には祿高整理公債を交付すると云ふことになりましたのであります、此三十年法律第五十號に依つて出願いたしましたる者が二十九萬三千九百人餘と云ふ多數に上ぼりましたのであります、而して此內大藏省が理由ありとして採用いたしたる者が僅に三千九百人餘り即ち割合で申しますれば百人に對して一人餘りと云ふが如き寥々たるものであつたのであります、然るに此大藏省の處分に對して不服の者が多々ありましたので、或は政府に出願し、或は貴衆兩院に向つて請願を致すと云ふが如き有樣を再び繰返したのであります、そこで衆議院に於きましては復た之が救濟を講ずる必要ありと致しまして、第二十二帝國議會以來、第二十五議會に至るまで、每年法案を提出いたしましたのであります、而して第二十五議會に於て此救濟案は兩院を通過いたしまして、而して明治四十二年の法律第二十一號となつて現はれたのであります、此法律に依りまして、更に大藏大臣に出願し其處分に不服ある者は六箇月の期間內に行政裁判所へ出訴して宜いと云ふことになりましたのであります、之に依つて行政訴訟を提起いたしました者が十萬九千六百餘人、其件數は五百六十五件と云ふ譯になります、其五百六十五件の內で今日既に終結を見るに至りましたのが三百七十一件、殘り百九十四件と云ふものは今尙ほ終結を見るに至らないのであります、所が此明治三十年法律第五十號に依つて大藏省に出願し得る者、又は明治四十二年法律第二十一號に依つて行政裁判所へ出訴し得べき者であつて、各種の事情の爲に遂に此時機を失して仕舞つて、今日最早救濟の途が無くなつた、出願の途が無くなつたと云

ふ者が出て來たのであります、是等の者は其事情は各々違うでありませうが、併し何れも本人の過失と云はゞ過失でありまするが、併し段々事情を考へて見ますと、又多少同情すべき點が無いでもありませぬのであります、衆議院は是等の同情すべき者に對して尙ほ一回救濟の途を與へたいと云ふのが本案を提出せられました理由なんであります、次に第二の沒祿處分を受けたる者に對する給與處分に關する法律案、此方を申上げます、明治二十二年憲法發布の盛典に當りまして第十二號勅令を以て大赦令が布かれたのであります、之に依りまして同年以前に於て國事に關する犯罪を致したる者も亦大赦の恩典に浴したのであります、然る所同じく明治初年以來憲法發布までの間に於て國事に關する犯罪を侵し大赦になつたもの丶間に於て、明治九年第百八號布告金祿公債處分のありました後の者は、既に右の處分に依りまして金祿公債證書を交付せられて居るのであります、從つて國事に關する犯罪を犯し、除族處分を受けました者であつても、沒祿處分を受けると云ふことはなかつたのであります、然るに明治九年金祿公債處分以前のものにありましては未だ祿制の廢止せられざる以前でありましたが故に、除族處分を受けると同時に沒祿處分をも受けたのであります、玆に於きまして九年の八月の前と後とに依りまして其所に不權衡を生じたのであります、此不權衡に伴ふ所の自然の結果であります、故に理窟の上から申しますれば如何とも致方がないのであります、併ながら其二者の間に斯の如き差異を生じたと云ふことは事實誠に憫諒すべきものでありまする故に、之を救濟せんければならぬ、して貰ひたいと云ふ希望が現れたのであります、此所に於きまして其結果は明治二十七年に至りまして法律第二十號を以て是等の國事に關する犯罪者に對し特別給與金の支給方を定められたのであります、之に依りまして明治三年藩制施行より明治九年八月金祿公債處分に至りますまでの間に於きまして、國事に關する犯罪に依つて沒祿處分を受けたる者が、明治九年の金祿公債證書發行條例の率に依りまして一時給與金を下賜されたのであります、然る所此一時の下賜金の調査に又錯誤があつたのであります、即ち金祿公債發行條例に依つて賜るべき筈であるに拘らず、元の祿高の調査に錯誤がありました爲に此給與を受けなかつた者もある、又其給與を受けるに受高相當額に對して不足がある者がある、斯樣な者を生じました、是等の者は其後政府又は貴衆兩院に對して請願を致しましたのであります、今回の此法案は是等の者に對して調査を致して給與を受けなかつた者に給與をし、又給與の不足があつたる者は之を更定すると云ふ提案であるのであります、以上を以ちまして兩案の沿革並に提案の理由は概略申上げましたと思ひます、今此兩案の內容を申上げやうと思ひます、第一の家祿賞典祿處分に關する法律案、是は先程も此提案の理由を申上げましたが故に既に明なのでありますが、即ち明治三十年法律第五十號を以て大藏大臣に對して出願し得べき者であつて、出願しなかつた者は更に大正八年十二月三十一日、即ち本年中に出願する事を得、而して大藏大臣の處分に對し不服ある者は處分を受けたる日より六箇月以內に行政裁判所に出訴し得ると云ふのが一つ、今一つは明治四十二年の法律第二十一號に依つて行政裁判所に出訴し得べき者である、其出訴期限內に訴訟の出來なかつた者は六箇月內に行政裁判所に出訴して宜しい、斯う云ふ內容になつて居るのであります、之を第三十七議會又は第四十議會に衆議院より提出せられたる法律案と比較いたしますと、其間に大いなる差異があるのであります即ち前の提案に依りますと既に一旦大藏大臣に出願し、又其後出訴したと云ふ者であつても尙ほ一度出願し出訴して宜いと云ふやうな非常に範圍の廣い規定になつて居つたのであります、然るを今回左樣な者は之を救濟するの必要はない、唯出願漏れ出訴漏れになつた者、是等の者を救濟すれば事足りると云ふ譯で、斯の如く範圍が狹められたのであります、第二の沒祿者に對する給與處分の法律案は是は曩きに法律第二十號に依つて其同法の施行當時に於て舊祿高に對する相當の給與額を受けなかつた者、又は給與額に不足のあつた者は明治三十年法律第五十號即ち家祿賞典祿處分法並に同三十二年家祿賞典祿處分法施行法を準用いたしまして、其不足額に對する祿高、整理公債を交付して、而して之に付ては六箇月以內に出願すべしと云ふやうな規定で、而して其處分に對して不服ある者は又六箇月以內に裁判所に訴訟を提起することが出來る、斯う云ふ救濟方法を採つたのであります、此案を前の提案に比較いたしまするど、又其期間に差異があるのであります、即ち其差異と申しまするのは前の衆議院案に依りますると、法律上の解釋に付て政府と見解を異にして居つたのであります、即ち衆議院の初めの考では大赦令に付て除族處分を取消されたる者は同時に沒祿處分をも取消されたものである、從つて復祿したものである、實はそれてあるからして復祿の結果は家祿賞典祿に對する相當の給與を受けんければならぬ、斯う云ふ見解であつたのであります、それが故に法律案の名稱も沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案、斯う云ふことになつて居つたのであります、然るに政府の見解に於きましては除族の取消と、沒祿處分の取消とは全く異つたるものである、大赦令に依つて大赦となり、除族處分は取消されたけれども、復祿したものでないのである、併ながら事情の憫諒すべきものがあるが故に、家祿賞典祿に準じて其標準に依つて、即ち明治九年の金祿公債證書を交付する時の率に依つて一時特別の給與金を與へる、全く一時の恩賜金であると云ふ解釋でありましたのであります、所が今回は衆議院に於きましても、政府の見解に從ひまして、法律案の名稱も沒祿處分者に對する給與處分に關する法律案、斯樣に訂正いたしたのであります、依て兩案に對する政府の意嚮は如何ん、政府は從來は二案に對して不同意を唱へて來られたのであります、然るに今回は衆議院の提出案に對して同意を表せられたのであります、其同意を表せられたる理由は家祿賞典祿に關する方は今回の提案は先ほども申しまする通りに出願漏れ、出訴漏れを救濟するに止り、既に終結の處分を受けた者までも再び出願、出訴を許さうと云ふものではない、是ならば至極穩當なる解釋であると云ふのが一つ、又沒祿者に對する給與處分に關する法律案の方では即ち唯今申したる如くに法律上の見解に付て差異が無くなつて、衆議院の方に於ても亦一時の特別給與金であると云ふ解釋を認めたのである、是が一つ、而して二案とも斯の如き問題を長く不確定の狀態に置くと云ふことは甚た面白からぬことである、故に今回の救濟を以て最後の救濟とすると云ふ意味に於て兩案に對して同意をすると云ふやうな理由を以ちまして、二案に對して同意を表せられて居るのであります、次に委員會に於ける質問應答の狀況を御報告申上ぐべき場合でありまするが、大體の質問は色々ございました、併しながら其質問の多くは先ほど來本案の提出の理由、沿革、內容等を申上げる際に略々盡して居るのであります故に今改めて之を繰返すの煩を避けます、唯々此際何人も腦裡の中に起るべき質問の主もなるものを御照會申上げます、即ち其一つは此二案の通過したる上に於ては政府は如何なる支出、幾何の支出を要するか、斯う云ふ質問であります、之に對しましては政府委員の答へまする所に依りまするど、其額ほどうも正確なる見込は付かない、併し前の例に依つて想像すると云ふと、約二百二三十萬圓程の公債の發行を要しはしないかと思ふ、而して此公債發行に付きましては明治三十二年法律第八十四號を以て即ち家祿賞典祿處分施行法に於て祿高整理公債證書一千萬圓を發行するの權限を政府は有つて居る、而して從來此一千萬圓の範圍內に於て公債證書を發行したものは未だ約二百萬圓內外である、即ち尙ほ八百萬圓の餘裕を存する譯であるから、今回此二案が通過したる上は之に對して發行すべき公債は此殘額の八百萬圓の中から發行すると云ふやうなことでありました、而して明治三十年の家祿賞典祿處分法を施行いたした時には、前例の無いことでありますが故に其調査委員會を設けたが、其調査委員會は比較的規模の大きいものであつた、併し今回は既に前に例もあり、又行政裁判所の判決例もあり、其調査は左程困難なるものではなからうと思ふ、故に今回は委員會を設けるとしても、大藏省內に小さなる規模の委員會を設ける位に止まるであらう、唯々現在の臨時秩祿課に數名の增員を要する位なものであらうと思ふ、而して之れに付ては政府の意見が確定したる上は本年度に於て追加豫算を以て其經費を請求することがあるであらうと云ふやうなことであります、次に第二の質問は今回此兩案が通過したる以上は從來種々なる秩祿又は沒祿者に對する給與に付て請願が出たが、是等は今後は再び出ることはなからうか、若くは再び請願があつた場合に於ては政府は其請願に對して再び救濟手段を講ずると云ふやうなことがあるか、又法律案等の提出があつた場合にはどう云ふ風な考を有つて居られるかと云ふやうなる質問がありました、之に對しまして政府委員の答へらるゝ所に依りまするど請願がまだあるかも知れぬ、併ながら其今までにありましたる請願の中理由のあるものは今回の二つの案に依つて救濟せらるゝ譯である

唯々將來と雖も起點に關する請願、即ち唯今の兩案は總て明治三年藩制施行を以て時の起點として居るのであります、所が從來とても其救濟を明治三年以前維新當時に遡らして貰ひたいと云ふ請願が多々出て居るのであります、是等は從來政府としても亦貴族院としても理由なきものであるとして採用しなかつたものである、併ながら是等請願は矢張り將來としてもあるかも知れぬ、又既に出願或は出訴いたして最終の處分を受けたる者であつて尚且つ今一應の調査をして貰ひたいと云ふ如き請願があるかも知れぬ、併ながら是は全く理由なきものである、又今回兩案の出願出訴、期限を經過して仕舞つて更に出願洩れ、出訴洩れがあるから是等は救濟して貰ひたいと云ふ請願が無いとも限らぬ、右の如き請願は理由がないものであるからして政府としては固より採用すべきものでありませぬから、救濟すべきものでないと考へる、而して是等のものに付きまして法律案の提出を見るやうなことがあつても亦同意することはない、斯の如き答辯でありました、質問に付きましては先づ此位に止めます、最後に討議に移りました所が、委員の一人が申されますには此兩案は法律的の冷靜なる判斷を以て見たならば既に從來救濟の手段を講してあるのであるからして、再び茲に之を救濟する必要がない如く思ふ併ながら此間の事情を察すると云ふと誠に同情に値するものが少からぬのである、故に今回の救濟を以て最後とすると云ふ意味に於て自分は本案の通過に賛成すると云ふ意味の意見を發表せられましたのであります、之に對しまして委員中一人の異議のある方を發見しなかつたのであります、而して決を採りまして兩案とも委員會に於きましては全會一致を以て可決いたしましたのでございます、右樣の次第でございまするが故に本議場に於きましても何卒委員會の決議通りに御可決あらむことを希望いたします。

○山脇玄君　委員長にちよつと伺ひたいのでありますが甚だ……大層詳細に御說明を承りまして能く分りました、唯々最後の沒祿處分を受けたる者の點でありますが、明治三年からのことになつて居りまするが、唯今委員長の報告に依りましても請願となつて明治維新から三年までの沒祿處分に付ても大分現はれて居ると云ふことであるが、併ながら其請願に對しては當院で是まで理由なきものとして採擇をせずに居る、のみならず此度の法律を以て最終のものとすると云ふことは政府當局も其意見であり、委員會も其御考で御決定になつたのでありますから、定めし委員會に於きましても明治三年以前の沒祿處分者に對しては救濟すべきものでないと云ふ理由を御研究になつたことに相違ないと思ひます、唯今のやうに愈々之が最後の確定案と云ふことになりまするならば明治三年以前の沒祿處分者に對して救濟の途を講ずる理由がないから今後さう云ふ請願を提出しても決してそれを採擇しないと云ふ理由をもう少し詳しく御說明になると云ふことは、誠に世上に發表になりましても斯う云ふ請願を受理しない、又法律案を出すやうなことをしない動機にならうと思ひますから、甚だ御煩はし申すやうでありますけれども其理由をもう少し御附加へになつた方が宜からうと思ひます、此事を申上げて置きます。

○子爵八條隆正君　唯今の山脇君の御質問に對して御答いたします、此事は實は委員長に於ても或は一應此場合に於きまして御報告申上げる必要があらうかとも考へました、併ながら餘りに報告が長くなりまするので、御希望のない方に取つては御迷惑なことゝ存じまして差控へましたのでございます、併し御質問がありまするが故に簡單に申上げます、抑々今回の沒祿處分者に對する救濟處分と云ふものは其基を……明治二十七年の法律第二十號に基礎を置いて居るのであります、即ち二十七年の法律二十號に依つて救濟せらるべきものであつて、而して不幸にして救濟し得なかつた者を今回救濟しやうと云ふのが今回の法案の立て前であるのであります、それで唯今御話の明治三年以前に遡ると云ふことになりますると其基礎を覆へして二十七年法律二十號に於て認めなかつたものを更に認めると云ふことになりまするが故に、今回の法案の目的と致しましては二十七年法律二十號にない所には觸れないと云ふことが宜からうと考へたのであります、是が一つであります、而して明治三年以前のものに付きましては是は從來とても嘗て……唯今は第何回の議會でありましたか失念いたしましたけれども、衆議院に於ては二十七年法律二十號制定の後數年の後であつたと思ひまするが、之を明治初年まで遡らせたいと云ふ意味の法案が提出されたやうに覺えて居ります、而して其案は貴族院にも回付になりましたが、貴族院に於ては其理由なしとして否決いたされたのであります、而して其否決の理由は抑々士族卒の祿を政府に引繼いだのは何時かと云へば明治三年九月の藩制施行の時であります、藩制施行以前に於きましては其各藩士の生殺與奪、祿秩の處分と云ふものは一に藩主にあつたのであります、而して藩制施行に依り初めて之を政府に引繼いたのであります、而して藩制施行を以て政府の義務の有無を決する其處が境となるのであります、故に制度と致しましてはどうしても明治三年の藩制施行を以て打切りにせぬければならぬと云ふ譯になるのであります、勿論或藩の如きに於きましては、此除族處分、即ち國事に關する犯罪を犯して除族處分をせられた其處分は、時に依つて太政官が致したこともあるかも知れませぬ、併ながらそれと祿の處分とは別のものであると云ふ見解に依りまして、曩に貴族院に於ては否決になつて居ります、之を同情すると云ふ點から申しますれば、藩制施行の前後に依つて左程區別があるとも思ひませぬが、併しどうも制度の上から見ますると僅のことでありますけれども、どうも其邊で打切にせぬければ理窟が立つまいと思ふのであります、それで先程申上げました第一の理由もありますし、又唯今申しましたやうな附隨の理由もありまして、今回の法案を審査する上に於きましては遂に此點に付ては觸れなかつたのであります、而して是が先程申しました起點に關する爭に付ての請願を申すのでありますが、是は或は事に依りますと將來とても兩院に對して提出がないとも限らないのであります、併し唯今申しますやうな理由でありますが故に、本院と致しましては矢張り從來の貴族院の意向に依りまして其所まで遡らすと云ふ事はどうもむづかしくないかしらぬと考へるのであります、說明が御滿足を得ましたか如何であるか存じませぬが先づ斯樣な譯でありましたのであります。

○江木翼君　極めて明確なる委員長の御報告を得まして徹底的に了解を致したのでございます、兩案とも數回本院に現はれまして委員長の御報告の如く冷かなる立法の趣旨から申しますれば如何にも穩當を缺いて居る立法であるかも知れぬと思ふのでございますが、所謂法に淚あり、國家が特別の恩典を致すと云ふ意味を以ちまして兩案は委員會を通過いたしたことゝ思ふのであります、付きまして第二案でありまする所の沒祿に關する案に付きまして委員長、委員會に於て御審議がありましたから委員長より、若しなしと致しますれば政府が同意せられましたのでございまするで、政府の御趣意と云ふものを承はりたいと思ふのであります、沒祿處分を受けました者に對する給與は委員長の唯今御報告になりました如く、一時の恩賜的の給與金である、而して此事は明治二十七年法律二十號に於きましても此趣意を以て出來て居るのであります、何處までも恩賜である恩賜であるが故に決して受ける人に權利が發生して居るものであると認めないと云ふ立法が明治二十七年の法律二十號の趣旨ではないかと思ふ、從ひまして明治二十七年法律二十號には決して行政訴訟と云ふものを許して居らぬのであります、國家が恩典を與ふる必要があれば、あると認めた場合に與へると云ふので、普通の恩賜的の取扱方を一時給與金に對しても致して居るのでございますが、本法案に至りまして初めて政府の處分に對して不服のある者に對しては行政裁判所に出訴することを得ると云ふ規定を置いたのであります、併て翻つて憲法の六十一條を案じまするのに、行政官廳の違法の處分に依り而して其の權利を傷害せられたものとする訴訟でありまする場合には憲法六十一條の精神を解釋いたしますれば、行政訴訟に行くべきものである、斯う云ふやうに考へられるのでありますが、本案の如き一時の恩賜的賜金に對して、即ち權利を付與すると云ふ意味にあらずして一時の給與を爲すと云ふが如きものを行政訴訟に持つて行くと云ふことは何となく給與を受ける者は其權利を認め、行政官廳の處分に依つて權利を傷害せられたり、それが故に行政裁判所に出訴すると云ふことを許すと云ふ結果になるが如く考へられるのでありますが、此點は憲法の趣旨と如何に調和すべきものでありますか、其點に付て若し御審議ありましたならば委員長より若し無しと致しますれば　府の當局より承はりたいと思ふのであります。

○子爵八條隆正君　其點に付きまして委員會に於きましては餘り詳細なる質問はございませぬでありました、併ながら多少の質問が或は委員會の議事の進行中にありましたか、或は委員會散會後と云ふやうな場合に政府委員との間に意見の交換があつたかのやうに覺えて居りますが、行政訴訟を提起し得べき

ことは憲法に規定もありまするでありますが、其違法處分に限るか、不當處分にまで行くかと云ふやうなことに付て、又何が違法處分であり、何が不當處分であるかと云ふ小さい所になりますと多少議論があるやうに考へます、而して明治二十七年法律第二十號の制定せられました時は申す迄もなく恩賜の一時金、特別の給與であると云ふやうな趣旨ではありまするが、其規定中に給與金は如何にして算出するかと云ふことになりますと、明治九年太政官第百八號布告一條の率に依つて計算をする、斯う云ふことになつて居るのであります、元と恩賜金でありまするからして、其計算が間違つて居つても何でも有難く頂戴して然るべきであると云ふ風にも解釋せられますが、既に明治二十七年法律二號に、其計算の基礎は何に依るかと云へば、即ち金祿公債證書發行條例の率に依ると云ふことになつて居るのでありまして、假令恩賜金とは云ひながら茲に一定の金額をやるぞと云ふ法律の明文がありまして、而して其法律に規定した所の金額が支給せられない場合には、又政府に對して其不足額を請求し得ることかと考へるのであります、而して權利として主張し得べきかどうかと云ふやうなことになりますると、或は論據は、普通の權利のやうに確たる論據はないかも知れませぬが、兎に角今申しますが如くに標準が定めてあつて其標準に對して不足があると云ふのでありますから、既に法律に規定されてある金額を貰はなかつたのであります、然らば之を矢張り權利として請求しても差支ないかと考へるのでありますが、或は一種の法の反射權とでも言ふべきものではないかと考へるのであります其點に對しては餘り詳細なる質問は唯今申しました通りでございませぬでありました、尙ほ私の御答で御不十分であるならば何卒政府委員に御質問あらむことを希望いたします。

○江木翼君　幸に大藏省の政府委員が出て御出でのやうでありますから、大藏省の御意見を伺ひます。

〔政府委員森俊六郎君演壇に登る〕

○政府委員(森俊六郎君)　政府に於きましても大體唯今委員長から御述べになりましたやうな見解を採つて居りますのであります、元々恩賜金であると云ふことは認めて居りまするけれども、一定の標準に依りまして給與すると云ふことに法律を以て決めまして、其標準に對して十分の給與を受けなかつたと云ふことに相成りますれば、矢張り國に對して一種の權利を生ずるものであると云ふやうに考へますので、其給與不足に對しましては行政訴訟に依りまして、之を救濟する方が穩當であらうと考へまして、本案に同意いたしました次第であります。

○議長(公爵德川家達君)　御異議がなければ唯今委員長の一括せられて報告せられました兩案共束ねて問題に供します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長　公爵德川家達君)　兩案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長(公爵德川家達君)　過半數と認めます。

○子爵八條隆正君　直ちに第二讀會を開かれむことを希望いたします。

○子爵池田政時君　贊成。

〔其他「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　直ちに兩案の第二讀會を開いて御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　兩案全部を問題に供します、全部原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長　公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○子爵八條隆正君　直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○子爵池田政時君　贊成。

○議長(公爵德川家達君)　直ちに兩案の第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　兩案共第二讀會決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、次の議事日程は本院公報を以て御通知に及びます、本日は是にて散會。

午後二時五十三分散會

○大正八年三月十七日(月曜日)

午前十時五分開議

議事日程　第十九號

第一　耕地整理法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)第一讀會

第二　都市計畫法案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

第三　市街地建築物法案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

第四　會計士法案(衆議院提出)　第一讀會

第五　司法代書人法案(衆議院提出)　第一讀會

第六　地租條例中改正法律案(衆議院提出)　第一讀會

第七　大垣郵便局を二等郵便局と爲すの請願　會議

第八　靑秋海岸輕便鐵道敷設の請願　會議

第九　宮崎飫肥間鐵道敷設の請願　會議

第十　三陸沿岸鐵道敷設の請願　會議

第十一　岐阜富山間鐵道線路に關する請願　會議

第十二　能代港五所川原間輕便鐵道敷設の請願　會議

○議長(公爵德川家達君)　諸般の報告を致させます

〔成瀨書記官朗讀〕

一昨十五日本院に於て修正議決したる左の政府提出案は即日之を衆議院に回付せり

精神病院法案

結核豫防法案

「トラホーム」豫防法案

同日本院に於て修正議決したる左の政府提出案は即日之を衆議院に送付せり

度量衡法中改正法律案

同日本院に於て可決したる左の衆議院提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

家祿賞典祿處分に關する法律案

沒祿處分を受けたる者に對する給與處分に關する法律案

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

耕地整理法中改正法律案

都市計畫法案

市街地建築物法案

同日衆議院より左の法律案を提出せり

會計士法案

司法代書人法案

地租條例中改正法律案

同日衆議院より本院の回付に係る左の政府提出案は本院の議決に同意し奏上せる旨の通牒を受領せり

精神病院法案

結核豫防法案

「トラホーム」豫防法案

同日豫算委員長より分科擔當委員を左の如く決定せる旨の報告書を提出せり

第五分科擔當　子爵唐橋在正君

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

執達吏規則中改正法律案外一件特別委員會

委員長　伯爵松木宗隆君

副委員長　子爵本多實方君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

執達吏規則中改正法律案可決報告書

執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案可決報告書

○議長(公爵德川家達君)　是より會議を開きます、日程第一、耕地整理法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、本日も御異議がなければ通牒文の朗讀は省略いたしたく存じます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〔左の送付文及議案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

耕地整理法中改正法律案

右政府提出案本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月十五日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

耕地整理法中改正法律案

(行間空なきものは衆議院の修正文)

耕地整理法中左ノ通改正ス

第一條中第三號ヲ第四號トシ「前二號」ヲ「第三號」ニ改メ左ノ一號ヲ加フ

三　開墾又ハ湖海ノ埋立若ハ干拓ニ依ル耕地整理ニ附隨シテ行フ整理施行地ノ利用ニ關スル必要ナル工作物ノ設置其ノ他ノ施設

第五條中「消滅シタルトキハ」ノ下ニ「帝室及國ヲ除クノ外」ヲ加フ

第九條中「登記所」ノ下ニ「、漁業ニ關スル登錄官廳」ヲ加ヘ「耕地整理組合ノ組合長、副組合長」ヲ「耕地整理組合若ハ耕地整理組合聯合會ノ組合長組合副長若ハ聯合會會長聯合會副會長」ニ改ム

第十四條第二項中「二十年以上三十年以內」ヲ「四十年」ニ、但書中「二十年以內」ヲ「十年以內」ニ改ム

第十四條ノ二中「五十年以內」ヲ「六十年」ニ、「十年以內」ヲ「二十年」ニ、但書中「二十年以內」ヲ「十年以內」ニ改ム

第十五條中「九年」ヲ「二十年」ニ、第三號中「十年目」ヲ「二十一年目」ニ改ム

第十六條中「九年」ヲ「二十年」ニ改ム

第二十五條中「訴訟ノ目的タリ又ハ整理施行地區ニ編入後訴訟ノ目的ト爲リタル爲」ヲ「訴訟ノ目的タル爲」ニ改ム

第二十五條ノ二　整理施行地ニ付存スル漁業權カ登錄シタル先取特權又ハ抵當權ノ目的タル場合ニ於テ第二十七條ノ二ノ規定ニ依リ補償金ヲ拂渡スヘキトキハ整理施行者ハ其ノ金額ヲ供託スヘシ但シ先取特權者又ハ抵當權者ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ整理施行地ニ付存スル漁業權又ハ入漁權カ訴訟ノ目的タル爲訴訟當事者ヨリ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

登錄シタル先取特權若ハ抵當權ヲ有スル者又ハ訴訟當事者ハ前二項ノ規定ニ依リ供託シタル金錢ニ對シテモ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第二十七條ノ二　整理施行地ニ付漁業權存スル場合ニ於テハ漁業權者ニ對シ、漁業權及入漁權存スル場合ニ於テハ漁業權者及入漁權者ニ對シ整理施行者ハ整理施行ニ依リ生スヘキ損害ヲ補償スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル補償ヲ受クル權利ハ漁業權者及入漁權者共同シテ之ヲ有スルモノトス

整理施行者ハ前二項ノ規定ニ依リ損害ノ補償ヲ爲シタル後ニ非サレハ工事ニ著手スルコトヲ得ス但シ其ノ損害ノ補償ヲ受クル權利者ノ同意ヲ得タルトキ、第二十五條ノ二ノ規定ニ依リ供託ヲ爲シタルトキ又ハ第八十七條第三項ノ規定ニ依リ決定ヲ得タル金額ヲ供託シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十八條中「前條」ヲ「第二十七條」ニ改ム

第四十條ノ二　整理施行地區カ數府縣ニ涉ル場合ニ於テハ本法中地方長官ノ職權ニ屬スル事項ハ關係地方長官中主務大臣ノ指定スルモノ之ヲ行フ

第五十條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ土地所有者中共有者アル場合ニ於テハ各共有地ニ付共有者總數ノ二分ノ一以上ニシテ其ノ持分ノ三分ノ二以上ニ當ル者ノ同意ヲ得タルトキハ其ノ共有地ニ付同意アリタルモノト看做ス

第六十一條中第十號ヲ第十一號、第十一號ヲ第十二號トシ左ノ一號ヲ加フ

十　耕地整理組合聯合會ヲ設ケ、聯合會ニ加入シ又ハ聯合會ヲ脫退スル事

第八十條中「二十年迄延期スルコトヲ得」ヲ「五十年以內ト爲スコトヲ得」ニ改ム

第二章ノ二　耕地整理組合聯合會

第八十一條ノ二　耕地整理組合ハ登記手續ニ關スル事項ヲ除クノ外其ノ事業ノ一部ヲ他ノ耕地整理組合ト共同シテ行ハムトスル場合ニ於テ之ヲ代リ行ハシムル爲協議ニ依リ設計書及規約ヲ作リ地方長官ノ認可ヲ得テ耕地整理組合聯合會ヲ設クルコトヲ得

聯合會ハ法人トス

聯合會其ノ所屬組合ノ增減ヲ爲サムトスルトキハ各組合ノ協議ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

聯合會ニ會長一人及副會長一人又ハ數人ヲ置ク

第四十二條ノ二、第四十六條、第五十一條乃至第五十四條、第五十七條乃至第五十九條第一項第六十條、第七十三條乃至第七十五條及第七十七條乃至第八十一條ノ規定ハ聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第五十九條第一項中土地所有者トアルハ組合、第七十三條中組合員トアルハ聯合會所屬組合ノ組合員トス

第八十三條中「組合長若ハ組合副長」ヲ「組合長組合副長若ハ聯合會會長聯合會副會長」ニ、「組合ノ解散」ヲ「組合聯合會ノ解散」ニ改ム

第八十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

第二十七條ノ二第一項ノ規定ニ依ル補償金ニ付亦前二項ニ同シ

第九十一條中「耕地整理組合ノ組合長若ハ組合副長」ヲ「組合長組合副長若ハ聯合會會長聯合會副會長」ニ改ム

第九十一條ノ二中「耕地整理組合ノ組合長、組合副長」ヲ「組合長、副組合長、聯合會會長、聯合會副會長」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前第十四條及第十四條ノ二ノ規定ニ依ル許可アリタル土地ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君)　耕地整理法中改正法律案の提出の理由は、國民食糧の、其必要なる食糧の生產增加を圖る爲に開墾埋立、干拓等、耕地の擴張を奬勵するの急務なることは申上げる迄もないのであります、而して當業者が實地に其事業を計畫するに當りましては、耕地整理法に依り企業の組織を立つるのを便利とする場合が多いのでございます、然るに現行法に依りますると、是まで耕されて居る其耕地改良の外、耕地の擴張を主として居るのでございまして、之に伴ひまする其諸規則に於て不便、不利の廉が實行上追々あるのでございまするからして此不便、不利を改正いたします爲に此案を提出した所以でございます、然るに衆議院に於きまして多少の修正が起りました、其修正に於きましては鍬下年期を增加することに付て、二三の修正が起つたのでございまするが、政府に於きましては衆議院の修正案に同意した次第でございます、どうか御審議の上御協贊あらむことを願ひます。

○湯淺倉平君　ちよつと伺ひまするが第四十條の二に整理施行地區が數府縣に涉る場合の規定がございまするが、斯う云ふ實例が現在矢張り必要か、現在御認めになつて居るのでございませうか、さう云ふ事實がございまするならば、其の點を御示しを願ひます。

〔政府委員道家齊君演壇に登る〕

○政府委員(道家齊君)　唯今御尋の第四十條の二に付てのことでありますが、是に付きまして申上げたいと思ひます、是は實例と致しましては屢々此事柄が起つて居るのであります、然るに此地方數縣に涉りました場合に於きまして、聯合會を認めて居りませぬ故に、施行上に不便を感じて居ります、其實例と致しましては、或は京都府でありますとか、或は熊本縣、宮城縣と云ふやうな場所に於きまして、既に此耕地整理を施行いたしまして、此不便を實際感じました譯であります、それ故に今回は其實例に鑑みまして、其不便を除く爲に、此改正を提出いたしました次第であります、其實例と致しましては數縣に此實例があるのであります。

○湯淺倉平君　諒解いたしました。

○議長(公爵德川家達君)　別に御質問も無いと認めますから、特別委員の氏名を書記官をして朗讀致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

耕地整理法中改正法律案特別委員

伯爵川村鐵太郎君　子爵大宮以季君
子爵米津政賢君　男爵武井守正君
岡田良平君　谷森眞男君
室田義文君　湯淺倉平君
石橋謹二君

○議長(公爵德川家達君)　御異議がなければ日程第二、第三は一括して第一讀會を開きます。

○議長(公爵德川家達君)　第二、都市計畫法案、第三、市街地建築物法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

都市計畫法案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月十五日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

都市計畫法

第一條　本法ニ於テ都市計畫ト稱スルハ交通、衞生、保安、經濟等ニ關シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ增進スル爲ノ重要施設ノ計畫ニシテ市ノ區域內ニ於テ又ハ其ノ區域外ニ亘リ施行スヘキモノヲ謂フ

第二條　前條ニ規定スル市ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス其ノ市ノ都市計畫區域ハ關係市町村及都市計畫委員會ノ意見ヲ聞キ主務大臣之ヲ決定シ內閣ノ認可ヲ受クヘシ

第三條　都市計畫、都市計畫事業及每年度執行スヘキ都市計畫事業ハ都市計畫委員會ノ議ヲ經テ

主務大臣之ヲ決定シ內閣ノ認可ヲ受クヘシ

第四條　都市計畫委員會ノ組織、權限及費用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　都市計畫事業ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ執行ス

主務大臣特別ノ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ非サル者ヲシテ其ノ出願ニ依リ都市計畫事業ノ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第六條　都市計畫事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ國、公共團體ヲ統轄スル行政廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ公共團體、行政廳ニ非サル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス

主務大臣必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第七條　主務大臣必要ト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ公共團體ノ負擔スヘキ毎年度ノ金額ノ最低限度ヲ定ムルコトヲ得

第八條　公共團體ハ第四條又ハ第六條ノ費用ニ充ツル爲左ノ特別稅ヲ賦課スルコトヲ得但シ府縣費ヲ市ニ分賦スル場合ニ於テ市カ營業稅、雜種稅又ハ家屋稅ヲ賦課スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ稅率ヲ定ムヘシ

一　地租割　地租百分ノ十二半以內

二　國稅營業稅割　國稅營業稅百分ノ十七以內

三　營業稅、雜種稅又ハ家屋稅、各府縣稅十分ノ四以內

四　其ノ他勅令ヲ以テ定ムルモノ

公共團體ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ公共團體ノ他ノ收入ヲ以テ第四條又ハ第六條ノ費用ニ充ツルコトヲ得

第九條　都市計畫區域內ニ存スル國有河岸地ニシテ公共ノ用ニ供セサルモノハ第六條ノ費用ヲ負擔スル公共團體ニ之ヲ下付スルコトヲ得

第十條　都市計畫區域內ニ於テ市街地建築物法ニ依ル地域又ハ地區ノ指定、變更又ハ廢止ヲ爲ストキハ都市計畫ノ施設トシテ之ヲ爲スヘシ

都市計畫區域內ニ於テハ市街地建築物法ニ依ル地域及地區ノ外土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ風致又ハ風紀ノ維持ノ爲特ニ地區ヲ指定スルコトヲ得

第十一條　第十六條第一項ノ土地ノ境域內又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ指定スル地區內ニ於ケル建築物、土地ニ關スル工事又ハ權利ニ關スル制限ニシテ都市計畫上必要ナルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條　都市計畫區域內ニ於ケル土地ニ付テハ其ノ宅地トシテノ利用ヲ增進スル爲土地區畫整理ヲ施行スルコトヲ得

前項ノ土地區畫整理ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外耕地整理法ヲ準用ス

第十三條　都市計畫トシテ內閣ノ認可ヲ受ケタル土地區畫整理ハ認可後一年內ニ其ノ施行ニ著手スル者ナキ場合ニ於テハ公共團體ヲシテ都市計畫事業トシテ之ヲ施行セシム

前項ノ規定ニ依リ公共團體ノ施行スル土地區畫整理ニ付耕地整理法ヲ準用シ難キ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十四條　地方長官土地區畫整理ノ設計ニ關スル認可ヲ爲ス場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十五條　土地區畫整理ヲ施行シタル土地ノ地價ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム

第十六條　道路、廣場、河川、港灣、公園其ノ他勅令ヲ以テ指定スル施設ニ關スル都市計畫事業ニシテ內閣ノ認可ヲ受ケタルモノニ必要ナル土地ハ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

前項土地附近ノ土地ニシテ都市計畫事業トシテノ建築敷地造成ニ必要ナルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

第十七條　土地區畫整理ノ爲又ハ衞生上若ハ保安上ノ必要ニ依ル建築物ノ整理ノ爲必要アルトキハ建築物其ノ他ノ工作物ヲ收用スルコトヲ得

第十八條　前二條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外土地收用法ヲ適用ス

前項ノ規定ニ依ル土地收用法ノ適用ニ付テハ前條ノ工作物ハ之ヲ土地ト看做ス

第十九條　第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ付テハ第三條ノ規定ニ依ル都市計畫ノ認可ヲ以テ土地收用法ニ依ル事業ノ認定ト看做ス

第二十條　土地收用法第二十二條第一項ノ協議調ハサル場合又ハ其ノ協議ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ事業執行者ハ主務大臣ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ收用審查會ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ損失ノ補償ノ協議ニ關シテハ之ヲ適用セス

第二十一條　第九條ノ規定ニ依リ下付ヲ受ケタル土地及第十六條第二項ノ規定ニ依リ收用シタル土地ノ處分及管理ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條　都市計畫事業ニ依リ生シタル營造物ノ管理ニ付特ニ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ管理者ヲ定ム

第二十三條　行政執行法第五條及第六條ノ規定並之ニ基キテ發スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ行フヘキ作爲又ハ不作爲ヲ行政廳カ强制スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條　本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ義務ニ屬スル負擔金其ノ他ノ費用ハ行政廳國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位並其ノ追徵還付及時效ニ付テハ行政廳ノ統轄スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ依ル

第二十五條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第二十六條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附　則

第二十七條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條　東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則及大正七年法律第三十六號並之ニ基キテ發シタル命令ハ之ヲ廢止ス

第二十九條　東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則ノ適用又ハ準用ヲ受クル市ハ第二條第一項ノ規定ニ依リ規定セラレタルモノト看做ス

第三十條　東京市區改正條例又ハ大正七年法律第三十六號ニ依リ內閣ノ認可ヲ受ケタル設計又ハ議定シタル事業ハ各本法ニ依リ內閣ノ認可ヲ受ケタル都市計畫又ハ都市計畫事業ト看做ス

第三十一條　東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則若ハ大正七年法律第三十六號又ハ之ニ基キテ發シタル命令ニ依リ爲シタル處分ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ牴觸セサル限リ本案ニ依リ爲シタル處分ト看做ス

第三十二條　東京市區改正土地建物處分規則ノ適用又ハ準用ニ依リ行政廳ノ爲シタル處分ニ關シテハ同規則第一條第二項乃至第四項ハ仍其ノ效力ヲ有ス

第三十三條　東京市區改正條例又ハ大正七年法律第三十六號大正七年勅令第百八十四號ニ依リ下付ヲ受ケタル官有ノ河岸地ハ其ノ下付ヲ受ケタル市ノ所有ニ屬スル間地租ヲ免除ス但シ其ノ市ノ都市計畫事業ノ終リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ河岸地ヨリ收入スル金額ハ其ノ市ノ都市計畫事業ノ終ル迄之ヲ他ニ支出スルコトヲ得ス

第一項ノ河岸地ノ下付ヲ受ケタル市ハ之ヲ賣却讓與スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ都市計畫委員會ノ議決ヲ經テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

市街地建築物法案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月十五日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

市街地建築物法

第一條　主務大臣ハ本法ヲ適用スル區域內ニ住居地域、商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得

第二條　建築物ニシテ住居ノ安寧ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ住居地域內ニ之ヲ建築スル

コトヲ得ス

第三條　建築物ニシテ商業ノ利便ヲ害スル虞アル用途ニ供スルモノハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

第四條　工場、倉庫其ノ他之ニ準スヘキ建築物ニシテ規模大ナルモノ又ハ衛生上有害若ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供スルモノハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス

主務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ建築物ニシテ著シク衛生上有害又ハ保安上危險ノ虞アル用途ニ供スルモノニ付テハ工業地域内ニ於テ其ノ建築ニ付特別地區ヲ指定スルコトヲ得

第五條　前三條ニ規定スル建築物ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　前四條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ建築スルモノト看做ス

第七條　道路敷地ノ境界線ヲ以テ建築線トス但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得

第八條　建築物ノ敷地ハ建築線ニ接セシムルコトヲ要ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條　建築物ハ建築線ヨリ突出セシムルコトヲ得ス但シ建築線カ道路幅ノ境界線ヨリ後退シテ指定セラレタルモノナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ前面突出部又ハ基礎ハ道路幅ノ境界線ヲ超エサル範圍内ニ於テ建築線ヨリ之ヲ突出セシムルコトヲ得

第十條　行政官廳ハ市街ノ體裁上必要ト認ムルトキハ建築線ニ面シテ建築スル建築物ノ壁面ノ位置ヲ指定スルコトヲ得

第十一條　建築物ヲ建築スル場合ニ於ケル其ノ高又ハ其ノ敷地内ニ存セシムヘキ空地ニ關シテハ地方ノ狀況、地域及地區ノ種別、土地ノ情態、建築物ノ構造、前面道路ノ幅員等ヲ參酌シ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十二條　主務大臣ハ建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ衛生上又ハ保安上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條　主務大臣ハ火災豫防上必要ト認ムルトキハ防火地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル防火設備又ハ建築物ノ防火構造ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

防火地區内ニ於テハ建物ノ部分ヲ爲ス防火壁ハ土地ノ境界線ニ接シ之ヲ設クルコトヲ得

第十四條　主務大臣ハ學校、集會場、劇場、旅館、工場、倉庫、病院、市場、屠場、火葬場其ノ他命令ヲ以テ指定スル特殊建築物ノ位置、構造、設備又ハ敷地ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十五條　主務大臣ハ美觀地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十六條　主務大臣ハ建築物ノ工事執行ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十七條　行政官廳ハ建築物左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ除却、改築、修繕、使用禁止、使用停止其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

一　保安上危險ト認ムルトキ

二　衛生上有害ト認ムルトキ

三　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建築物ヲ建築シタルトキ

第十八條　本法適用區域ノ設定若ハ變更、地域若ハ地區ノ指定若ハ變更其ノ他ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物カ其ノ後新ニ建築セラレタリトセハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スヘキモノナルトキハ行政官廳ハ相當ノ期間ヲ指定シ其ノ建築物ニ付前條ニ掲クル必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル措置ヲ命スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物所在地ノ公共團體ヲシテ損失ヲ補償セシム

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クヘキ者補償金額ニ付不服アルトキハ其ノ金額決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第十九條　建築主、建築工事請負人、建築工事管理者又ハ建築物ノ所有者若ハ占有者本法若ハ本法ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ二千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十條　前條ニ掲クル者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前條ニ掲クル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ營業ニ關シ前條ニ規定スル違反ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

前條ニ掲クル者法人ナルトキハ明治三十三年法律第五十二條ヲ準用ス

第二十一條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第二十二條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十三條　本法適用ノ區域ハ勅令ヲ以テ指定スル市、區其ノ他ノ市街地トス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ其ノ定ムル所ニ依リ前項ノ市街地ノ外ニ亙リ本法適用ノ區域ヲ定ムルコトヲ得

第二十四條　本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築工事中ノ建築物、建築工事ニ著手セサルモ設計アル建築物又ハ建築物ニ非サル工作物ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第二十五條　本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建築物ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條　本法ニ於テ道路ト稱スルハ幅員九尺以上ノモノヲ謂フ

道路ノ新設又ハ變更ノ計畫アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ計畫ノ道路ハ之ヲ道路ト看做ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　近時我國都市の膨脹著しい有樣でありまして、東京、大阪は勿論のこと、其外の大都市に於きましても、市の區域の內外に於きまして膨脹、發展の勢ひ顯著なるものがございます、人口の密集いたしまするに從つて、都市の交通衛生、保安、經濟等に及ぼす影響尠くないのでございます、此有樣に對して速に都市の計畫を確立したいと云ふことは、各都市に於きまする希望でございまする、曩に第四十議會に於て、東京市區改正條例中一部の改正を加へられまして、京都、大阪其他內務大臣の指定する市にも、之を準用することになりましたのでありまするが、之のみを以ては今日の狀況に十分に應ずることが出來ませぬ、殊に市區改正條例に附屬いたして居りまする土地建物處分規則の如きは二十年前の發布でありまして不備なる點も少なくないのでありまして度々議會に於て問題になり政府に於きましても適當の時期に之を改正したいと云ふ事は申上げてある次第でありますが今や茲に本法を制定するの必要を認めました次第で有ます此都市計畫法の要點を申上げますれば第一は都市の發展に應じて地域の設定を致す事の出來る規定を設けました、住居の安寧、住居の利便工業の能率等に鑑みまして住居、商業工業等の地域を設定する事の出來る規定を設けました、又市街宅地の利用を十分に致さむが爲に、土地の區劃整理に關する規定を設ける必要を認めました、唯今の所では耕地整理法の規定に依て漸く歩んで居る狀況でござりまする、次には都市計畫上必要なる土地收用に關する事であります現行法は甚だ不備と考へまするので、今日の時代に應ずるやうに土地收用法の規定に依ることに致しました、又道路、運河等の築造を致しまする際に、建築地帶の收用に關する制度を設けまして、獲沿道者の利益をも保護する途を開きました、右が主もなる點でございまするが、其他のことは大體今日の東京市區改正條例を踏襲、整理いたした次第であります市街地建築物法案は、都市計畫法案と相俟つて都市計畫の施設を全う致したい爲に、此所に制定を必要とする次第であります、今日御承知の如く此建築物に關しますることは、全く地方警察令に任せてござりまして、而も多くは斷片的の規定に止まつて居ります、曩に市區改正條例を制定せられる當時に於きまして、政府當局に於きましては此條例と併せて建築の制度をも制定したい考もありました趣でありまするが、當時我國の民度未だ此制度を立つるに至らずして遂に今日に及んで居る次第でございます、段

々民度が進みまして建築物等の如きも其規模宏大なるものが出來る有樣になりましたに付きましては、玆に地區域の設定を致し、或は建築物と道路との關係を規定し、又は建築物の高さ、構造等に付きまして相當の規定を設けますると云ふことは、最も必要なる事柄と考へまする次第であります、此二つの法案とも相當に條文も多いのでございまして、會期切迫の今日提出いたしますると云ふことは、洵に相濟まぬ次第でございますが、段々手續が遲れまして玆に至りました次第でございます、どうぞ御諒承を願ひまして然べく御審議を願ひます。

○山脇玄君　私は内務大臣に御尋ねいたします、申すまでもありませぬが、我國の帝都たる東京の道路の有樣は如何でありませうか、今日のやうに駄々つ廣い高低のある東京の……東京市の道路を完全の道路に致しまするには、莫大な費用を要することであります、なか〳〵吾々東京市民の負擔に堪へることは出來ないのであらうと感ずるのであります、或る外國人の評に依りますと東京の帝都の道路は雨が降れば水田の如く泥濘脚を沒し、天氣が續けば砂塵天を蔽ふて咫尺を辨ぜずと云ふ評がありまするが、一理ないでもありませぬ、吾々日本人は足駄、下駄などを穿いて通行いたしまするから、雨が降りまして天氣が續きましても通行は出來まするがなか〳〵靴を以て通行の出來る道路ではありませぬ、でありますから大概都市計畫法案が提出になるのでありますれば、此東京市と云ふものを皇居を中心にしまして狹い區劃にして、さうして帝都たるに恥ぢざる位の道路を造ると云ふ話も間々あるやうでありますが、今日の所で内務大臣は其邊のことに於きましてはどう云ふ御考を御有ちになつて居りますか、今のやうな駄々つ廣い道路を完全にすると云ふことは、到底不可能のことであらうと考へるのであります、當局の御意見を一應承つて置きたいのであります。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　東京市の道路が時代の進歩、發達よりも後れて居ると云ふことは全く御同感でございます、又其區域も御話の通りに私は考へます、承りまするに東京市の六間以上の道路を改良いたすのには三千萬圓以上を要すると云ふことであります、其調べは何時の調べでありますか、今記憶いたしませぬが、要するに道路の改良に付きましては、市當局は勿論のこと、一般に於ても將來何等かの考慮を致さなければならぬことゝ考へて居るのでございます、市街地の廣さに付きましては御話の通りに考へては居りますが、併ながら都市の計畫を致すに付きましては、全く舊市街地を眼中に置かず、玆に勝手に新なる計畫を致すと云ふことは、餘ほど考慮を致さなければならぬ次第と考へます、私は不便でありましても、現在の市區は之を元に致しましてさうして大體の計畫を致すが宜しからうと考へて居りますが、尤も是等の點に付きましては何れ都市計畫委員をそれ〴〵設置する積りでございまするから、主として是等の委員會に於きまして、地方の事情に最も通じたる人々に於て十分審議を致しましたならば相當な考が付くことであらうと考へて居ります。

○男爵石黑忠悳君　此兩案は重要案でありまするから、十五名の委員に附託にならぬことを希望いたします。

○男爵中川興長君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　御異議がなくば第二、第三は同一委員に付託いたします。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　唯今石黑男爵の述べられました此特別委員の數を十五名とするに御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、書記官をして特別委員の氏名を朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

都市計畫法案外一件特別委員

伯爵松木　宗隆君　　子爵榎本　武憲君
男爵山中　信儀君　　古市　公威君
内田　嘉吉君　　男爵阪谷　芳郎君
水野錬太郎君　　男爵斯波忠三郎君
男爵辻　太郎君　　加太　邦憲君
福永吉之助君　　菅原　通敬君
市來　乙彦君　　永田秀次郎君
安田善三郎君

○議長（公爵德川家達君）　日程第四、會計士法案、衆議院提出、第一讀會。

會計士法案

右本院提出案及送付候也

大正八年三月十五日　　衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

會計士法

第一章　會計士ノ業務

第一條　會計士ハ當事者若ハ利害關係人ノ囑託ヲ受ケ又ハ官廳ノ命ニ依リ會計ニ關スル事項ノ監査、整理、管理、證明及鑑定ノ業務ヲ執行スルモノトス

第二條　會計士ハ農商務大臣ノ監督ヲ受ク

第二章　會計士ノ資格

第三條　會計士タラムトスル者ハ左ニ揭クル資格ヲ具備スルコトヲ要ス

一　帝國臣民ニシテ三十歳以上ノ男子タルコト

二　會計士試驗ニ合格シタルコト

三　三箇年以上會計士ノ事務所ニ在リテ其ノ業務ヲ見習ヒタルコト

四　高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ任命セラレタル委員ヲ以テ組織スル會計士銓衡委員會ノ銓衡ヲ經タルコト

第四條　會計士試驗及銓衡ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　左ニ揭クル者ハ會計士タルコトヲ得ス

一　禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二　懲戒ノ處分ニ依リ免官、免職、除名又ハ業務ヲ禁止セラレタル者

三　破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタル者

四　禁治産又ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタル者

第六條　會計士ハ報酬アル公務ヲ兼ヌルコトヲ得ス但シ議員若ハ委員ト爲リ又ハ官廳ヨリ特ニ命セラレタル職務ヲ執行スルハ此ノ限ニ在ラス

會計士ハ他ノ業務ヲ營ミ法人ノ取締役其ノ他之ニ準スヘキ者若ハ無限責任社員ト爲リ又ハ法人其ノ他ノ使用人ト爲ルコトヲ得ス但シ農商務大臣ノ許可ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス

第三章　會計士名簿

第七條　會計士名簿ニ登錄セラレタル者ニ非サレハ會計士ノ稱號ヲ用ヰ又ハ其ノ業務ヲ執行スルコトヲ得ス

第八條　會計士名簿ニ關スル規程ハ農商務大臣之ヲ定ム

第四章　會計士ノ權利義務

第九條　會計士ハ正當ノ事由アルニ非サレハ當事者若ハ利害關係人ノ囑託又ハ官廳ノ命ヲ拒ムコトヲ得ス

第十條　會計士ハ利害ノ關係ヲ有スル事業ニ關シ其ノ業務ヲ執行スルコトヲ得ス

第十一條　會計士其ノ業務ノ執行ニ關シ故意又ハ過失ニ因リ囑託人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ之ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第十二條　會計士又ハ會計士タリシ者故ナク其ノ業務上取扱ヒタル事項ニ付祕密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條　刑法第百九十七條及第百九十八條ノ規定ハ會計士ノ業務ノ執行ニ付之ヲ準用ス

第五章　會計士會

第十四條　會計士會ヲ設立セムトスルトキハ其ノ規約ヲ定メ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ其ノ規約ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十五條　會計士會ヲ解散シタルトキハ農商務大臣ニ屆出ツヘシ

第六章　懲戒

第十六條　會計士業務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行爲アリタルトキハ懲戒ニ付ス

第十七條　懲戒ハ左ノ四種トス

一　譴責

二　千圓以下ノ過料

三　三年以下ノ業務停止

四　除名

第十八條　懲戒ハ會計士銓衡委員會ノ議決ヲ經テ農商務大臣之ヲ行フ但シ會計士會ニ屬スル者ニ付テハ豫メ其ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

會計士銓衡委員會ノ銓衡ヲ經タル者ハ當分ノ內第三條第二號及第三號ノ規定ニ拘ラス會計士タルコトヲ得

○伯爵柳原義光君　此案は衆議院の提出でありまするが、政府の此案に對する所見はどうでありまするか伺ひたいと考へます。

〔政府委員岡本英太郎君演壇に登る〕

○政府委員（岡本英太郎君）　御答申上げます、本案に付きましては政府は本案の趣旨には贊成でござり

まするのであります、併ながら本案の期待せらるゝ如き立派な會計士を得ると云ふことも目下困難でござりませう、又御承知の如く我國には會社其他の團體に於きましては監査役、監事等の制度がござりまして、本案の如く任意に會計士の檢査を受けると云ふ制度でござりますれば、此法案の目的を達しまする上に於きまして甚だ困難であらうと存じます、それで政府に於きましては趣旨には賛成いたしますけれども、進んで此法案の効果を擧ぐる困難が多からうと云ふ所から、同意いたし兼ねる……

○鈴木總兵衞君　政府委員に御問ひ致しまするが、此會計士と云ふものは、一面から見ますると、法人の役員が橫暴なことをするに付ては之を豫防する、又或は誠實なる者に對して保證すると云ふ利益がありますが、若し其當を得ざれば却つて弊害がありまず、其邊に付て政府は多少考慮する所があつて唯今の如く御說明でありますか、或は又無用であると云ふ御觀念でありますか、一應政府の御所見を伺ひます。

〔政府委員岡本英太郎君演壇に登る〕

○政府委員（岡本英太郎君）　唯今の御質問の如きことは、本案の審議になります際に色々議論がございまして、衆議院の委員の中にも、御心配になるやうに、本案が制定されゝば、却つて弊の生ずるやうな處もありはしないかと云ふ御議論もございました、併ながら本案は全く任意に依賴をして、さうして會計士の證明を得ると云ふことでありますから、强ち弊の多いと云ふことを見なくても宜からう、唯本案は會計士と云ふものを公認いたしまして、此制度の發達を圖りたいと云ふ趣意でありますから、大體に於きまして唯今御心配の如き弊害は無いであらうと思ふて居ります。

○伯爵廣澤金次郎君　ちよつと政府委員に質問いたしたいのでありますが、唯今の政府委員の御說明に依りますと、此會計士法案には趣旨は賛成であるが内容に於ては反對の條項があると云ふやうに承りましたが、元々會計士なるものは人格の問題でありまして、人格のある會計士なるものが出來たならば、諸會社の決算の檢査上に極く至つて便利なものかと本員などは考へるのでありますが、付きましては政府に於きましては將來政府案として會計士法案の如きものを提出される御意思はありませぬかと云ふことをちよつと承つて置きたい。

〔政府委員岡本英太郎君演壇に登る〕

○政府委員（岡本英太郎君）　御答へ申します、此會計士の制度は早晚我國に於ても行はれなければならぬと考へて居りまして、從來本制度に付きましては當局に於て調査も致して居るのであります、併ながらまだ提出されるだけの成案が出來て居りませぬ、今日に於きまして何時之を提出いたすと云ふことは申し兼ねますけれども、調査を致して居る次第でございます。

○議長（公爵德川家達君）　本案の特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

會計士法案特別委員

伯爵堀田　正恒君　　子爵松平　直德君
子爵秋月　種英君　　岡野敬次郎君
上山滿之進君　　男爵眞田　幸世君
男爵長松　篤棐君　　男爵鄕　誠之助君
西川甚五郎君

○議長（公爵德川家達君）　日程第五、司法代書人法案、衆議院提出、第一讀會。

司法代書人法案

右本院提出案及送付候也

大正八年三月十五日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

司法代書人法

第一條　本法ニ於テ司法代書人ト稱スルハ他人ノ囑託ヲ受ケ裁判所及檢事局ニ提出スヘキ書類ノ作製ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

第二條　司法代書人ハ地方裁判所ノ所屬トス

第三條　司法代書人ハ地方裁判所長ノ監督ヲ受ク

地方裁判所長ハ區裁判所判事ヲシテ司法代書人ニ對スル監督事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第四條　司法代書人タルニハ所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第五條　司法代書人ハ地方裁判所長ノ定ムル書記料ヲ受ク

第六條　司法代書人ハ事務所ヲ設ケ地方裁判所長ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第七條　司法代書人ハ正當ノ事由アルニ非サレハ囑託ヲ拒ムコトヲ得ス

第八條　司法代書人ハ當事者ノ一方ノ囑託ニ依リテ取扱ヒタル事件ニ付相手方ノ爲ニ書類ノ作製ヲ爲スコトヲ得ス

第九條　司法代書人ハ其ノ業務ノ範圍ヲ超エテ他人間ノ訴訟其ノ他ノ事件ニ關與スルコトヲ得ス

第十條　司法代書人ハ其ノ取扱ヒタル事件ヲ漏泄スルコトヲ得ス但シ裁判所又ハ檢事局ニ於テ訊問ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十一條　司法代書人其ノ業務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ地方裁判所長ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ左ニ揭クル處分ヲ爲スコトヲ得

一　業務ノ禁止又ハ停止

二　五百圓以下ノ過料

非訟事件手續法第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ノ處分ニ付之ヲ準用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○議長（公爵德川家達君）　本案特別委員の氏名を、書記官をして朗讀を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

司法代書人法案特別委員

伯爵柳原　義光君　　山脇　玄君
子爵舟橋　遂賢君　　子爵東坊城德長君
子爵伊東　祐弘君　　淺田　德則君
柴田　家門君　　男爵佐竹　義準君
藤本　閑作君

○議長（公爵德川家達君）　日程第六、地租條例中改正法律案、衆議院提出、第一讀會。

地租條例中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正八年三月十五日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

地租條例中改正法律案

地租條例中左ノ通改正ス

第十六條第二項中「十年目」ヲ「二十一年目」ニ第三項中「三十年以内」ヲ「四十年」ニ、第四項中「十年以内」ヲ「二十年」ニ、第五項中「五十年以内」ヲ「六十年」ニ、第六項中「三十年以内」ヲ「四十年」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前第十六條第一項ノ屆出ヲ爲シ又ハ同條第三項乃至第六項ノ許可ヲ受ケタル土地ニ關シテハ仍ホ從前ノ例ニ依ル

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　本案は衆議院の提出でございます、政府に於きましても今後益々開墾を奬勵いたしますに付きましては、其費用も從前と違ひまして、浪費も餘計加はることは明かであります依つて此地價修正の年期、地價据置の年期、鍬下年期、新開免租の年期、總て通じて現行法に比して十箇年延長するのが一つの趣旨でございます又一つは延期する場合に於て、何十年以內と云ふ以內と云ふことを取りますのが、本案の矢張り趣旨の一つでございます、「以內」と申しますることは、稅務署の判斷に依りまして、或る場合に於きましては其裁量に任してありまする故に統一しないと云ふやうな懸念もございますし、又開墾企業者に於きましては、一に其延期の可否と云ふものは地方の稅務署の鑑定に依る譯でありますからして、稍々不安心の念を懷くと云ふ處もあります、依つて「以內」と云ふ字を省きますのが第二の要點であります、總て政府に於きましては時勢の相當の改正と見まして同意を致しましたのでございます、御審議の上御協賛を與へられんことを希望いたします。

○阪本釤之助君　此案は衆議院提出でございますが唯今大藏大臣は御賛成のやうであります、先刻農商務大臣が御說明になりました耕地整理法中の改正法律案に衆議院は矢張り修正を加へて、之に類似したことに出來て居ります、此耕地整理法の修正と、唯今の法案と精神が一致して居りまして、其間に何等寛嚴長短等の相違はございませぬか、其點を一應伺つて置きます。

〔政府委員松本重威君演壇に登る〕

○政府委員（松本重威君）　地租條例に於きまして各種の年期を十年延長いたしまする權衡上、耕地整理法に於きましても同じく年期を十年延長するやうな權衡を取つて耕地整理法を改正して居る次第であります。

○議長（公爵德川家達君）　御異議がなければ此法案の特別委員は、耕地整理法中改正法律案と同一委員に付託いたします。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵徳川家達君） 第七、大垣郵便局を二等郵便局と爲すの請願、會議。

意見書案

大垣郵便局を二等郵便局と爲すの件

大垣商業會議所會頭戸田鋭之助呈出

右の請願は大垣市は西濃平野の中樞に位し東海道本線及養老鐵道の停車場を有し水陸交通の便備り百貨集散の要衝たるのみならす近時各種の工場勃興し人口亦增加して市勢益發展せむとするも大垣郵便局の依然として特定三等局なるは此の趨勢に伴はす公衆の不便不利甚しきものあるを以て之を二等郵便局とせられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

內閣總理大臣原敬殿

○議長（公爵徳川家達君） 請願委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵徳川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵徳川家達君） 第八、青秋海岸輕便鐵道敷設の請願、第九、宮崎飫肥間鐵道敷設の請願、第十、三陸沿岸鐵道敷設の請願、會議。

意見書案

青秋海岸輕便鐵道敷設の件

青森縣西津輕郡木造町平民銀行業高谷豐之助外七名呈出

右の請願は陸奥鐵道の終點たる青森縣下五所川原より鰺ヶ澤に出て海岸一帶を經て能代線鐵道に達する輕便鐵道の敷設は岩木川の改修鰺ヶ澤港の修築と相俟ちて青森秋田兩縣に於ける豐富なる海陸の資源を開發するのみならす奥羽本線の有力なる營養線たるへきを以て之を實行せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

宮崎飫肥間鐵道敷設の件

宮崎縣宮崎郡宮崎町長加藤七五郎外三十五名呈出

右の請願は宮崎縣下宮崎より內海、油津を經て飫肥に達する鐵道の敷設は啻に交通の利便を開くのみならす沿線地方に於ける國富を進め且諸港の利用を增し及國防上亦重要なるを以て之を急設せしめられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

三陸沿岸鐵道敷設の件

巖手縣九戸郡種市村長千葉倉之助外二百三十五名呈出（四通）

右の請願は宮城縣下仙北輕便鐵道前谷地驛より釜石、宮古を經て青森縣下八戸に至る三陸沿岸鐵道の敷設は沿線地方一帶の人文並富源を開發するのみならす既設鐵道と相俟ちて東北地方を連環し交通並國防上甚大の影響を及ほし工事亦容易なるを以て速に之を實施せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

內閣總理大臣原敬殿

○議長（公爵徳川家達君） 是も請願委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵徳川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵徳川家達君） 第十一、岐阜富山間鐵道線路に關する請願、第十二、能代港五所川原間輕便鐵道敷設の請願、會議。

意見書案

岐阜富山間鐵道線路に關する件

岐阜縣武儀郡菅田町長中島松太郎外七名呈出

右の請願は岐阜富山間縱貫鐵道に於て岐阜縣加茂武儀兩郡を經て飛驒に入る線路中武儀縣上麻生村神淵村、菅田町を經て益田郡下原村に至る線路を第一候補線と豫定せられたるに拘らす近時之を變更し加茂郡下麻生町より飛驒川に沿ひ下原村に至る線路を採用せられたき旨關係住民より衆議院に請願したるやに聞けり然れとも之を前記の候補線路と比較せむか其の利害得失到底同一ならさるを以て豫定計畫の如く該鐵道を敷設せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

能代港五所川原間輕便鐵道敷設の件

秋田縣山本郡能代港町官吏荒田讃之助外三百四十二名呈出

右の請願は秋田縣下能代驛より八森村岩館村及青森縣下鰺ヶ澤町木造町を經て五所川原町に於て陸奥鐵道と連絡する輕便鐵道の敷設は秋田縣山本郡の豐富なる利源を開發するのみならす兩羽と北陸地方とを貫通する日本海沿岸線の延長として極めて必須の施設なるを以て速に之を敷設せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別册及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵徳川家達

內閣總理大臣原敬殿

○議長（公爵徳川家達君） 是も請願委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵徳川家達君） 御異議ないと認めます、明十八日の議事日程は決定次第御通知に及びます、本日は是にて散會。

午前十時四十二分散會

○大正八年三月十八日（火曜日）

午前十時五分開議

議事日程　第二十號

第一　**開墾助成法案**（政府提出、衆議法送付）　**第二讀會**

第二　**大正八年度歲入歲出總豫算案並大正八年度各特別會計歲入歲出豫算案**　**會議**（委員長報告）

第三　**豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件**　**會議**（委員長報告）

第四　**臨時軍事豫算追加案**（第一號）　**會議**（委員長報告）

第五　**大正八年度歲入歲出總豫算追加案**（第一號）　**會議**（委員長報告）

第六　**豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件**（追第一號）　**會議**（委員長報告）

第七　**大麥、小麥及小麥粉の輸入稅減免に關する法律案**（政府提出、衆議院送付）　**第一讀會の續**（委員長報告）

第八　**執達吏規則中改正法律案**（政府提出、衆議院送付）　**第一讀會の續**（委員長報告）

第九　**執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案**（政府提出、衆議院送付）　**第一讀會の續**（委員長報告）

第十　**利息制限法中改正法律案**（衆議院提出）　**第一讀會の續**（委員長報告）

○議長（公爵徳川家達君） 是より報告を致させます

〔岡書記官朗讀〕

昨十七日本院に於て採擇すへきものと議決したる大垣郵便局を二等郵便局と爲すの請願外五件の請願は各意見書を附し即日之を政府に送付せり

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

未成年者飲酒取締法案特別委員會

委員長　伯爵　小笠原長幹君

副委員長　三宅秀君

工業原料植物研究所設置に關する建議案特別委員會

委員長　伯爵　津輕英麿君

副委員長　古市公威君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

大麥、小麥及小麥粉の輸入稅減免に關する法律案可決報告書

未成年者飲酒取締法案否決報告書

工業原料植物研究所設置に關する建議案可決報告書

同日特別委員副委員長より左の報告書を提出せり

利息制限法中改正法律案可決報告書

本日議員伊澤多喜男君外一名より四十三名の賛成を以て左の修正案を發議せり

開墾助成法案修正案

○議長(公爵德川家達君)　是より會議を開きます、日程第一、開墾助成法案、政府提出、衆議院送付、第二讀會、第一條に伊澤多喜男君外一名より修正說を提出せられました、修正案を書記官をして朗讀を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

開墾助成法案中左ノ通修正ス

第一條中「主務大臣ハ」ノ下ニ「豫算ノ範圍内ニ於テ」ヲ加フ

○議長(公爵德川家達君)　唯今問題に供しますのは第一條のみと御承知を請ひます、湯淺倉平。

〔湯淺倉平君演壇に登る〕

○湯淺倉平君　唯今日程に上りました開墾助成法案の第一條に「豫算ノ範圍内ニ於テ」と云ふ九字を插入いたすと云ふ修正案の提出を致したのでございます、本員は提出者の一人と致しまして其理由を述べまして滿場の御賛成を仰ぎたいと存ずるのであります、此開墾助成法案の今日に至りまするまでの經過を見ますると云ふと、洵に奇異の感に堪へないのであります、此法案の實質に付きまして、衆議院に於きまして非常に重大なる修正を加へられたのであります、其中で僅に第一條の修正に對してのみ本員は當初政府が衆議院に提出になりました所の原案に復活を致したいと云ふ希望のみに止めましたのでございまするが、是は他の修正の部分と極めて密接な重要な關係を以ちますのでありますから、說明の順序と致しまして、先づ此法案が衆議院に於て修正いたされました結果に付て一應述べたいと存じます、當初政府の衆議院に提出いたされました案に依りますと、開墾を致す者に對して總工費に對しまして殆ど四割に當る所のものを貸付すると云ふ趣旨でありましたものを、衆議院の修正は之を全部給與と云ふことに致されましたのであります、此結果と致しまして、此法律案の效果と云ふものが却て開墾を助成する結果を招來しないと云ふことにならうと考へるのであります、甚だ意外の結果を來たすと云ふことは一應の說明を申上げませぬければ其趣旨が通らないと考へまするから、其理由を一應申上げて見たいと思ひます、御承知の通り今日我國の耕地面積が毎年約一萬七千町歩平均を以て耕地面積が增しつゝあるのであります、是は過去十年の統計に依りますと左樣な數字に上るのであります、勿論、米價の高い時分には耕地面積が非常な割合で增加を致しまするし之に反して米價の低落いたしました時分には耕地面積が多く增さないと云ふ消長はございますけれども平均いたしまして約一萬七千町歩づゝ每年增しつゝあるのであります、之は何に依つて左樣に增すかと云ふと、開墾者自らの打算に依り、或は又耕地整理に伴ひます所の國庫及地方の補助の利益がありまする爲に、或は鍬下年期の利益があります爲に、是だけの數は過去十年の經驗に依りますと、每年增しつゝあるのであります、之を以て若し之を將來に推すことが出來ますれば、今後十五箇年經つた後のことを考へますと、今日に比べて耕地面積二十五萬町歩以上を增すのであります、假令此開墾助成法案なるものがありませぬでも、それだけの耕地の面積と云ふものは增すのであります、で政府の御考では耕地整理法或は鍬下年期の制度等に依つて年々是だけの耕地面積が增すに拘らず、人口の增加が非常に急激でありますから、此外に更に二十五萬町歩の耕地面積を加へたい、十五箇年に二十五萬町歩の耕地面積の增加を圖りたいと云ふことが政府の御趣旨であるやうであります、言葉を換へて申しますと、今後十五箇年經つて後には、今日の耕地面積に比べて五十萬町歩の耕地が增される、斯う云ふことになりますれば政府の御計畫に副ふのであります、然るに衆議院の修正を經ました結果、政府當初の案では開墾の工事費に對して百分の四十近いものを貸付すると云ふ原案でありました、之を給與すると云ふことに改めました結果と致しまして、現在耕地整理法等に依りまして開墾を致しつゝある者は忽ち此開墾助成法の適用を受けむと致すと云ふことは、是は誠に見易い事柄であります、なぜと申しますれば耕地整理法に伴ふ國庫の補助は百分の七であります、總工事費に對して僅かに百分の七であります、之に對して地方費より加へて補助いたしまするものが約百分の八であります、此兩者を合せまして、百分の十五くらゐの割合を以て開墾者が開墾を致すに付ての補助を受けるのであります、然るに此開墾助成法案に依りますれば約百分の四十と云ふ補助を受けることでありますから、從來耕地整理法等に依つて開墾等を致して居りまする者が、利益の多き開墾助成法に依ると云ふことは、是は疑のないことであらうと考へます然るに衆議院に於きまして本法案の第一條を修正いたされました、此修正は衆議院が他の條項を修正いたしました結果と致しまして、第一條は必ず修正しなければならぬのであります、衆議院の修正は首尾一貫して居るのであります、何となれば若し政府の計畫が動きませぬものと致しましたならば、政府が年々許可する所の豫定と云ふものが不動なものであると致しましたならば、從來耕地整理法等に依つて開墾を致し來つた者は開墾助成法に肩代りをするのみであります、之に制限ありと致しましたならば、開墾助成法案を新に制定いたしまして之に對して國庫が約五千萬圓の金を投じましても、之に依つて少しも耕地の面積の增加率を增すことは出來ないのであります、之に制限がないと致しましたならば開墾助成法案の效果は極めて大なるものであらうと考へます、一方の耕地整理法に依る開墾の外に開墾助成法案に依つて開墾を致すと云ひますか、或は又開墾助成法案に全部依ると致しましても、國庫が之に對して補助を與へる所の嚴格な制限がないと致しましたならば、此法案の效果と云ふものは頗る夥しいものであらうと考へます、併ながら過般來、本案の第一條の解釋に付きまして屢々御質疑がございました結果、政府の御答辯に依りますと云ふと、豫算の追加等は致さないと云ふやうな御言明であります、豫算の追加等がないと致しまするならば其法案を實施しました結果、從來十五箇年間は二十五萬町歩以上開墾に依つて耕地の增すべきものが、二十五萬町歩に喰ひ止められると云ふことになるのであります、恰も東京市内の電車に乘らんとする者が、乘り後れると云ふやうな者が多々出來るのであります、一例を擧げますると云ふと、政府の御計畫に依りますと大正八年度に於ては僅に五千町歩の開墾を豫期されて居るのであります、然るに前から申上げましたやうに每年一萬七千町歩くらゐの耕地面積の增加があると云ふことでありますれば、假りに此平均だけの開墾希望者があると致しますれば、政府の豫算は僅か五千町歩の開墾に對して之に與ふる所の助成金を豫算に見積つて居るに過ぎないので、殘り一萬二千町歩の開墾出願者に對して豫算が無いから、其出願を許可することは出來ないと云ふことで、之を抑へると云ふことになりませう、其結果としまして、大正八年度に許可を得ることが出來ない開墾の出願者は大正九年度に於て更に出願をしやうと云ふことになることは是亦疑のない所と考へます、何となれば、大正八年度に急いで開墾を致さうとしますれば勢ひ耕地整理法に依らなければならない、耕地整理法に依りますと僅に總工費に付て百分の十五を得るに止まるので、是は大正九年度以降に於て自分の出願が許可になると云ふことでありますれば、約百分の四十の利益を得る譯でありますから、次年度を待ち次年度に於て政府の採用を得ませぬければ更に次年度を待つ、斯樣な結果になると云ふことは論のない所であらうと考へます、それ故に衆議院に於いて第一條の「豫算ノ範圍内ニ於テ」と云ふ文字を削られましたと云ふことは、政府の提案になつて居りまする開墾奬勵費の大正八年度の四萬五千圓と云ふが如き少額の金額では、どうも此目的を達することが出來ないと云ふ所に衆議院は著目されたものであると云ふことは、衆議院の特別委員會の速記錄を見ますれば其事は明に分つて居るのであります、而して之に對して政府の御考は如何樣な御考であつたかと云ふことは速記錄では確かとは分りませぬのであります、が衆議院に於ける特別委員長が委員の一人に對して申されました所より推測いたしますると、衆議院に於ける政府の……衆議院の意見に對する政府の御意嚮と云ふものは或は此主義の希望を認められたのではないかと思ふのであります、衆議院の希望と政府が此修正を入れられましたことゝは、其間に靈犀一點相通ずると云ふ所があるやに見受けられるのであります、又さうでありませぬければ、衆議院の修正は國庫の金を五千萬圓擲つて其結果は開墾を奬勵する結果にならない、或は場合に依りましては開墾を阻碍する、耕地面積の增加率を從前よりも低減せしめる、斯樣になる譯でありますから③衆議院の修正が終始一貫して居ると云ふ點と、政府が又之を認められた點もそれに在らなければならぬと考へるのであります、御承知のことゝは存じまするが、右申上げました中に耕地整理法に依つて開墾を爲す云々と云ふことを申上げましたが、御承知のことゝは存じますが、念の爲に蛇足を加へて置きたいと思ひますのは、耕地整理法の第一條に今回御提案になつた開墾助成法の目的といたして居る所の開墾、干拓、埋

立、開田と云ふが如きものを耕地整理法の規定の中に包含されて居るのであります、是は耕地整理法制定の當初には斯様な文字はありませぬのでございましたが、數次の改正を經て耕地整理と云ふものは單に田區の改正を爲すに止まらぬ、開墾、干拓、埋立を致すと云ふことになつて居るのであります、それ故に耕地整理法と開墾助成法案とが兩々相並んで各々獨立して其効果を發揮するだけではありませぬ、開墾助成法案が發布になりますれば、開墾者の一人が此二つの法律の適用を同時に受けて開墾助成法案の多大なる利子の補助を受けると云ふ結果になると云ふことを附加へて申上げて置きます、然かいたしまして、此法案の第一條の「豫算ノ範圍内ニ於テ」と云ふ文字を衆議院に於て削られ、政府が之に同意を與へられた廉に付きまして、本員は今日まで當局の之に對する御説明が區々に亘つて居ると云ふ點に付きまして甚だ異様な感を懷くのであります、或は大藏大臣は豫算の範圍内に於てと文字があつてもなくても少しも變らないと云ふ御答辯があるかと思ひますれば法制局長官は有ると無いとは多少の相違がある、此文字があれば法律上は開墾助成法なるものは補充科目と爲し得るものであるが、爲しても別段の効果がないから補充科目といたさないと云ふ御答辯であります、又西野主計局長は此修正に對しては極力反對を試みられて居るのであります、それで本員共は密に疑ひますのに此文字が有つても無くても同じと云ふ解釋は果して當を得たものであるか否か之を過去の幾多の立法例に推して考へますると、此文字は無くてはならない性質のものである、若し此文字が無いと致しましたならば、其効果は相違を來すのであります、衆議院が之を修正いたしました趣旨も其所に在ると考へるのであります、本員の見る所を以て致しますれば、豫算の範圍内に於てと云ふ文字がありませぬと致しますれば、此國庫の金を支出し得べきことを規定いたして居ります所の法律案に對して帝國議會は協賛を與へまする結果、主務大臣は之に依つて絶大の權限を附與されることであります、豫算の金額に依つて制限を受けるものではありませぬ、豫算を超過する所の指令を爲すことが出來るのであります、議會の此法案に與へたる協賛の結果と致しまして、當然農商務大臣は豫算の範圍に拘束せられずして指令を爲し得るものである、過般大藏大臣は助成金を交付することを得と云ふ文字がありますから、交付すると否とは主務大臣の自由である、それ故に此文字なくとも助成金の支出と云ふものは憲法第六十七條の義務支出になるものではないと云ふ御答辯でありましたが、本員は大藏大臣の申される如く助成金を交付すると云ふ文字の解釋と致しまして、助成金を交付すると否とは、主務大臣の自由であると云ふ點に付きましては全然同意であります、是までの點に於て何等意見を異にする所はありませぬ、併ながら助成金を交付することを得と云ふ文字の解釋が助成金を交付せずとも可なり、助成金を交付するも可なりと云ふことを、冷靜に極端に考へますれば、主務大臣は此法律の適用に於て一錢、一厘の支出を爲さないことの自由もありまするし、同時に百萬、千萬、一億二億と云ふ大金を支出する所の行政處分を爲すことも出來るのであります爲し得る所の權能を議會に依つて與へられるのであります、それ故に此の權能に基いて主務大臣が指令を致したと致しますれば、之に伴ふ所の支出は當然國庫の義務に屬するところのものであります、主務大臣に依つて指令を與へられ、出願者は交付金を受くべき權利を有つのであります、それ故に之に對するところの支出は追加豫算となつて現はれました場合に、議會は政府の同意がなければ之に對して容喙することは出來ないのであります、修正の權能を有せざるに至るのであります、此の點に付きましては當院に居られまするところの先輩で、是まで財政の要局に居られました多數先輩の御意見を伺ひますと僅に一人の御意見のある方がございました外に、私共の伺ひました所では、殆ど一致して本員の感ずる所と同じ意見を懷かれて居るやうであります、故に本員は斯の如き文字を殊更らに法文の上から削除いたしまして、之を疑似の間に置き群疑の百出を誘致すると云ふことは甚だ面白くないことであると考へるのであります、本員は國政の公明に行はれんことを希望いたすのであります、帝國議會の議決が極めて公明なることを希望いたすのであります、上下兩院の意思の一致を希望いたすのであります、本員の見る所を以て見ますると、當局者は或は過日の御辯明に依りますると衆議院に對しては衆議院の希望を全く顧みられないやうにも見えまするし、衆議院の特別委員會の經過に徴しますれば衆議院の希望を御採用になつて居るかのやうにも見えるのであります或は恐れまするのに當局は右に向けば衆議院に背き左に向かへば貴族院に背くと云ふやうなことが、此僅な文字の有ると無いとの結果と致して他日起ることになりはせぬかと云ふことを恐れるのであります此文字の修正は誠に區々たることでありまするが、其結果と致しましては當局の御立場も極めて公明なることが出來るのであらうと思ふのであります、本員は過去の立法に付きまして、多數の法令に付て調査を致して見ますると、斯の如き法令に豫算の範圍内に於てと云ふ文字が、或は豫算の定むる所に依りと云ふ文字か或は金額を法文に明記すると云ふかの無いと云ふやうな法令は、多くを見出すことは出來ないのであります、但し斯様な文字の無い法文が絶無と申す譯ではありませぬが、斯様な文字の無い法令は其必要のない法令であります、例へて見ますると肺結核の療養所設置に對する國庫補助の規定の如きは、補助の率は定めてありまするけれども、豫算の範圍内に於てと云ふやうな文字は無いのであります、去りながら斯様な法律は其必要はないのであります、政府が斯の如き法律の適用に付て濫に渉る所の支出を爲す慮は絶對に無いのであります、民間の企業等に對して與へる所の補助と云ふが如きものは濫に渉るの慮なきを保し難いのであります、それ故に斯の如き種類の法令には殆ど悉く金額を以て制限を致しまするか、豫算の定むる所に從ふと云ふ文字を加へて居りまするか、或は豫算の範圍内に於てと云ふ文字を置きまするか致しまして、主務大臣の權限に一定の制限を設けて居るのが從來の立法の例であります、是等の例が悉く無用の文字である、蛇足の法文であると云ふことは、本員の甚だ疑はざるを得ない所であります、殊に過日伊澤君に依つて注意を喚起されました所の、最近衆議院の提出に係る所の煙草專賣法中改正法律案は矢張り此文字を加へて提案になつて居るのであります、豫算の範圍内に於てと云ふ文字が有つても無くても意義は同様であると云ふことでありまするならば、何を苦しんで此文字を挿入いたしたのでありませうか、此文字がなくして其趣旨が同様であると致しまするならば、衆議院の特別委員長の本會に於ける報告の如く無い方が宜いのでございます、意味が同じであるならば無用の文字を法文に列すると云ふことは、目障りになると云ふことは是は誠に尤もなことであります、其目障りになる文字を今度衆議院の提出案には加へられて居る、是等の意味なくして斯様なことを定められたものでありませうか、本員は甚だ迷ふのであります、本員が此文字を復活いたしまして法文の意義を明確ならしむると云ふことは本員の密に政府に於ても喜んで迎へらるゝ所であると考へるのであります過般法制局長官は衆議院の修正に對して雙手を擧げて贊成を致すのではないと云ふことを申されて居る又當院に於て若し修正を試みるならば必ずしも不同意でないが、一院の議決を經たものであるから成るべくは置いて貰ひたいと云ふ位の希望であります、又煙草專賣法中改正法律案に付ては大藏次官は此文字がある方が宜い、意義が明確になるから宜いと云ふ御答辯でありました、斯様な次第でありますから政府も此修正に對しては御同意であらうと考へるのであります、何卒滿場の各位に於かれまして本員共の趣旨のある所を諒と致されまして御贊成あらむことを希望いたしまする次第でございます。

○議長(公爵徳川家達君) 是より本院規則七十九條に依りまして通告順に依りまして發言を許します、前田子爵。

「子爵前田利定君演壇に登る」

○子爵前田利定君 唯今は湯淺君より開墾助成法の第一條の或る部分に付きまして修正の意見が出たのであります、縷々數百言、懇切に御示しがございましたけれども、本員は不幸にして御同意申し兼ねるのであります、御論旨の前半は此法案と耕地整理法との關係其他のことに付きましての詳細なる御話でありまして、而して又衆議院に於て政府の原案を修正したのは斯う云ふ精神から來たのであるだらう、又政府が是に對して其修正を認容したのは斯う云ふ考であつたのであらうと云ふ如き他の人々の解釋をいろ／＼御推想になつて御説明がありましたけれども、私は貴族院としては貴族院の見る解釋で進んで差支ないので衆議院の修正の意の出た所の解釋は如何様でありましても、それは少しも構はぬで差支ないことで、貴族院は貴族院の見る所又本員は本員の見る所を以て之を解釋して而して論議することは、毫も拘束を受けることはないと信ずるのであります最近此議場に於きまして法制局長官の御説明に依りますると云ふと、此法の實施の實際に於ては豫算の

範圍內に於てと云ふ文字が有つても無くても同じ事に解釋すると云ふことを申されました、又傳聞く所に依りますと云ふと本案の特別委員會に於いて大藏大臣は縱令其文字がなくても制限なく豫算を超越して無暗に支出するやうなことはないと云ふことを言明せられて居られるのであります、で私は斯の如き所の先例があるかどうかと云ふことに付きまして、先輩の方に承つた所に依りますと云ふと、往々此豫算の範圍內と云ふ文字のない法令も是まであるさうでございます、唯此際に於きまして私の遺憾とする所は、如何にも此法則の形式が區々になつて居つて不統一であると云ふことに付きましては、誠に湯淺君と御同樣に宜しくないことであると思ふのでありまするが、此法案の實施に於きまして政府に於ても左樣に亂暴に之を支出する如き考もなく、矢張り豫算の範圍內に於てと云ふ文字があると同樣なる意義に於て御解釋にもなり而して御實施になると云ふことでありますれば、此際に於きまして角立つて是に手を容れることは如何なものであらうかと考へるのであります、寧ろ有つても無くても其實際に於て同じであるとすれば、寧ろ無い方が進步した法律の形式ではあるまいかと考へる位であります、而して又修正の御論者の申される如く法理の嚴正なる眼から見ますれば、有る方が尙ほ念を入れる所以でありまして、石橋を叩いて渡つた上に尙ほ人をして渡らしてから通ると云ふことに當るかも知れぬのでありまするが併し此法案が既に衆議院も通過した案のことでもありまするし、他に此法案の重要部分に付きまして尙ほ修正の御意見があると云ふことでありまするならば、併せて之を論議しても宜いかも知れませぬが、他の法案の部分に付きましては何等修正の御意見が現はれて居りませぬので、單に第一條に於きまして此文字を入れるか入れないかと云ふことに付ての爭と致して見ますれば之を事々しく取立てゝ論議することは私の取らぬ所であります、私は嘗て名將言行錄を繙きまして其中に名將は磯せゝりをせぬと云ふことがあつたやうに記憶して居ります、所謂大將軍たる者は大局の勝を制すると云ふことに付て心を碎きまするけれども、林間や岩の間に隱れて居る殘敵までも殲滅しなければならぬと云ふことはせぬさうであります、又左樣なことの爲に時間を暇取つて大切なる敵を取逃がすと云ふことは、名將たる者はしないさうであります、抑々此本案は一體如何なるものであるかと考へて見ますと云ふと、是は食糧政策の一であるのであります、此法案の實施の曉に於きまして吾々の期待する如くに多大の效果を實現するや否やと云ふことは本員も聊か危んで居るのであります、併ながら縱令百町步にせよ、千町步にせよ未開墾地が開墾されまして而して米の實收が今日よりもより以上增收すると云ふことでありますれば、誠に是は國民に取りましては大旱に雲霓を望む如き心地でありますので、幾らでも米の增收を計ると云ふことは是は國民的の希望であると私は思ふのであります、昨年でありましたか、貴族院が米騷動のあつた場合に於きまして各派の交涉委員が協定いたしまして、其當時の政府に此食糧の充足と云ふことに付て國策を立てゝ貰ひたいと云ふことに於きまして警告を致したことがあるのであります、其當時に此修正御論者の中心人物たる所の伊澤君も矢張り其議に與かられたのでありまして、吾々も其警告に參つた一人であるのであります、此開墾地助成法案は非常に效果のある所の大國策であるかどうかと云ふことは是は問題ではありまするけれども、少くとも此米の不足を補ふと云ふ政策には當嵌つて居るものと思ふのであります、然るを今日會期が切迫をして居ります際に、此政策が大體に於て宜しいものである、或は文書の上に於きまして不備の點であるかも知れませぬけれども、其不備を補ふが爲に茲に又修正を加へて、是が又兩院の協議會になるが如き紛糾を導くやうなことは、是は避けたいと私は思ふのであります、幸にして成立いたしまするに致しましても、私は斯樣なる所の政策の樹立は一日も速ならむことを希望して止まざる次第であります、左樣な次第でありまするからして、少しの障りになることでありましても、實際に於て障りになることでないかも知れませぬけれども、少しの障りになるやうな虞のあることも此際出し度くないのであります、斯樣な意味に於きまして私は遺憾ながら修正の御論旨には御同意が出來ないのであります、それと同時に修正の御論者は何卒名將の襟度を持せられて磯せゝりをせられぬやうに希望して止まぬ次第であります

○西久保弘道君　私は修正案に贊成する者であります、聊か贊成の意見を述べて置きます、凡そ同一種類の事柄に對しまして二樣の規定を爲すと云ふことは、爲すべからざることゝ云ふことは何人も爭はれぬことであらうと思ふ、曩に政府は開墾助成法案を提出され、次いで煙草專賣法の改正案を提出され、前者は衆議院の修正に遇ふたのを、其修正を容れられて豫算の範圍內と云ふことを除つて、除つたものを原案として本院に提出され、後のものは衆議院に別に異議のない爲に最初の原案其儘、即ち豫算の範圍內と云ふことを存して本院に提出された、同一種類の事柄而かも同一會期中に二樣の規定を爲さむとして本院に提出されたのであります、本院は果して此儘に通過して宜いものでありませうか、前のものが良いのならば後のものは惡いのである、之に反して後のものが良ければ前のものが惡いのである、所謂二者必ず其一に居るものだらうと思ふのであります、それでは此豫算の範圍內と云ふことを除る方が宜いか、存して置く方が宜いかと云ふ詰り問題に到著するのであります、高橋大臣は修正しても修正しないでも同じこと、削つても削らぬでも同じこと、所謂有つても無くても同じこと、先刻前田子爵は法制局長官が有つても無くても同じだと言はれたと云ふけれども、それは高橋大臣の言葉で、法制局長官のは違ふ、有つても無くても同じことだ、併し事實上心配は要らぬ、性質上さう云ふものでないからと云つて、吾々には分らないむづかしい詭辯を弄されたのである、法制局長官はさう云ふことは言つて居られませぬ、所が有つても無くても同じことゝ云ふことが、是が當を得て居るものでありませうか、試に私は問うて見たいのは此有つても無くても同じことだと云ふ大臣の御考は、此案を起草される當時からさう云ふ御考があつたのであるかどうか、若し最初より斯う云ふ御考があるならば、餘計なことを、無駄なことを、要らざることを此忙しい世の中に態態入れると云ふことは、何たることであります、聰明なる內閣諸公にして斯の如き無駄事をされると云ふことは殆ど想像の付かぬことだらうと思ひます、然らば最初より詰り之を起草される時分に其御考がなかつたと云ふことは爭はれぬことだらうと思ふ、然らば衆議院の修正に遇つて所謂眞理を此眞理を有つても無くても同じことだと云ふ此眞理を其時發見されたのであるか、本心からさう云ふ心であつたのであるか私は更に重ねて申す、本心からさう云ふ御考であつたかどうか、若し遲蒔きにしろさう云ふ眞理を本心から覺られたたならば、何故煙草專賣改正法を其儘衆議院に出されたのであるか、若し其時既に出して居られたならば、之を撤回して前のものと同樣にして衆議院に……一應撤回の上更に衆議院に出されるのが至當である、若しさうでなくとも衆議院に相談なすつて修正して貰ふと云ふことも往々あることになつて居る、衆議院には其儘出して、さうして又貴族院にも豫算の範圍內と云ふことを原案として出され、さうして前のものゝ、無いものゝ性質、削られたものゝ性質に付ては、其案に付ては有つても無くても同じこと、洒々として言つて居られる、さうして後のは豫算の範圍內と云ふことを入れてそれを出して居られる、で私は是は遲蒔きにでも本心からさう云ふ考がなからうと思ふ、私の推測する所に依れば衆議院で修正されて、又それに同意をせにやならぬやうな場合に立到つたから、所謂さう云ふ牽強附會の說を私は唱へられるのではないかと思ふ牽強附會も宜しうござる、併ながら是が將來どんな重大な關係になるかを思ふたならば、是は容易ならぬ問題だらうと思ふ、元來常識から考へましても、一定の制限を附してあるものと附さないものに付ては、違ふと云ふことは小學兒童でも分ること、昔の言葉で言へば、三尺の童子と雖もさう云ふ事は分ることなんである、常識から考へても、純理から考へても、そんな事は決まり切つたことなんである、それもです、若し是が私は理窟としては勿論承知することは出來ませぬが、若し是が衆議院に於て高橋大臣みたやうな有つても無くても同じことだから削ると云ふ理由の下に、高橋大臣の考へる所の理由を以て衆議院が削つたならば、私はそれでも理窟としても無論贊成は出來ぬが、筋道だけは立つて居る、筋道だけは有つても無くても同じだと云ふことを言つた理由にして衆議院が修正したならば、それは大藏大臣もまあさう云ふ譯なら有つても無くても同じだらう、さう面倒な事を惹起こさぬでも宜からうと言ふて同意されて、削つたのも、原案にして出されるのも筋道は立つて居る、併ながら衆議院は何と言つて居るか、先刻湯淺君が言はれたやうに衆議院の速記錄には、特別委員會のがちやんと明に載つて居る少額では困る、制限されては困る、まつと餘計貰はなければいけないと言つて騷いだのではないか、之に對して政府委員はそれは困る、削られては困る、さ

う無暗とやる譯にはいかない、削られると際限がないからと云つて、政府委員は頻りにそれに抗辯をして居る、それに對して委員の一人の如きは、それならこつちには覺悟がある、之を悲劇と申しませうか喜劇と申しませうか、斯う云ふ事が本になつて修正になつて居るのぢやないか、それを洒々として有つても無くても宜い、同じ事だと云ふことは、如何にも滑稽染みても居るし、又貴族院を馬鹿にして居られるやうな考も起る、それから高橋大臣は是は唯衆議院で言つて居ることは唯一種の希望である、併し私は希望とは思はない、希望を達して居るのだと思ふ、否、少くとも希望を達すべき武器を有して居る譯なんだ、制限を撤すると云ふことは希望を達して居る、少くとも希望を達すべきの武器を提へた、政府は喉頸に短刀を刺されたと云ふやうなことだらう、先刻湯淺君は大臣の……大藏大臣が交付することを得と云ふから、やつてもやらぬでも宜いそれは至極同感だと云ふことですが、是れには私は少し考が違ひますが、併しながらさう云ふ内輪で細かい爭をしても不利益ですから、私はそれはそれとして宜しうござる、併しながら法を拵へて政府が人民に斯う云ふ場合には一定のもゝをやると云ふことを言つたらば、理窟としてはやつてもやらぬでも宜いか知らぬが、若しやらなかつたら所謂信なくんば何を以て立たん、そんな事は迚も出來ない、どうしても條件を具備したものには必ずやらなければ國民に對して政府の信用と云ふものはまるで無くなつて仕舞ふそれであるから制限があれば制限だけの事は條件さへ具備して居れば必ずやらなければならぬ、制限が無ければ幾らでもやらなければならぬのである、それは全くなんだ、それをやつても、やらなくても宜いと言ふて、洒々として居ると云ふ事は、まるで信用と云ふことは、まるで國民に失ふと云ふことになる、要しまするのに何れの點から考へましても、一體原案其儘通すと云ふことは、一體容易ならぬことで、若し之を原案を其儘に通したらば詰り貴族院も亦政府、衆議院同様に責を分たにやならぬ、三角同盟をしたやうで餘計な渦中に投ぜにやならぬ、そんな馬鹿氣たことは私はなからうと思ふ、それ故に私は修正案に賛成致します。

「水野錬太郎君演壇に登る」

○水野錬太郎君　開墾助成法の第一條に付きまして修正案が提出されたのであります、而して此修正案の内容は極めて簡單でありまして、豫算の範圍内に於てと云ふ文字を入れるか、入れざるかと云ふ問題であるのである、是は此法案の根本から申しますれば、私は極めて平易なる問題だらうと思ふのであります此法案の大體論に付てのことでありますれば、是も十分に論議する價値ありと思ひますけれども、僅に豫算の範圍内に於て云々の文字に付てのことに付きましては、實は私は事々しく論議する必要は無い位に考へて居るのであります、併ながら既に本院に於きましても此文字に付きまして御疑問があり、又其結果として成規の贊成者を以て修正案の出ましたる以上は、吾々立法に參與する議員の一員と致しまして、之に付きまして贊否の意見を明に致して置きますることは、私の責任と信じまするが故に、此所に立ちまして意見を簡明にして置きたいと思ふのであります、私は此修正案に對しましては反對の意見を有つて居るのであります、先ほど西久保君からして極めて、言葉には弊があるか知りませぬけれども、感情的の議論があつたやうでありますが、私は冷靜に法律上の問題として是が可否を述べて見たいと思ふのである、申すまでもなく政府の歳計上の支出は豫算に依らなければならぬことは當然のことである、豫算に依らずしては一厘、一毛の微と雖も之を支出し得ざると云ふことは豫算法上當然の原則であるのでございます、故に何れの費目に對しましても、豫算の範圍内に於てゞなければ支出し得ないのである、それでありまするから官吏に俸給を支出する俸給令に、豫算の範圍内に於て俸給を支出すと書いたら如何であります、旅費規則に於て、旅費を支給するのは豫算の範圍内に於てすと書いたらどうでありますか、是は私は寧ろ愚なる立法と考へます、而して事實に於きましても左樣なる立法は無いのであります、唯此豫算に依らざれば支出することを得ないと云ふ憲法上、豫算上の原則に對して二つの例外があります、嚴格に申しますれば一つの例外であります、之を細分いたしますれば二つの例外があるのであります、其例外と申しまするのは即ち憲法六十九條に規定してある所の豫備費の支出であります即ち其一つの場合は豫算に計上してない場合に、特殊の事件の生じたる場合に豫算に計上してない支出をする場合、例へば臨時に講和會議を開かねばならぬ、之に對する費用と云ふものは豫算に計上してないのであります、或は又風水害が起つて、風水害に對する土木費を支出せねばならぬ、是も豫算に計上してはない、此場合に於きましては豫算には計上してないけれども之を抛つて置くことが出來ませぬからして、所謂豫算外の支出を爲すのであります、臨時已むを得ざる場合に豫備費を支出するのであります、此場合を稱へまして第二豫備金と申すのであります、今一つの場合は豫算には計上してある、豫算には科目があつて其科目に數額は計上してあるけれども、其數額の範圍内に於ては其事件を執行することが出來ないと云ふ場合が生ずる、例へば傳染病豫防費と云ふものは豫算の科目にあるのであります、併ながら其豫算を編成した當時に考へて居りました以外に非常に「ペスト」が流行つた、「コレラ」が流行つた、赤痢が流行つた、さう云ふ場合には豫算に計上してある數額ではいかぬので、必要避くべからざる必要として其豫算の數額以上に補充する場合であります、在監人の費用の如き、補償、賠償費の如き豫算に計上してある費額を以てはそれを執行することが出來ない、所謂避くべからざる費用を補はなければならぬ、其場合には豫算の科目に計上して居る以外に於きまして之を補充して政府は支出するのであります、所謂第一豫備金と稱するものは是であります、或は之を會計上では補充費とか補充科目とか申すのであります、此二つの場合を除きますれば、必ず豫算に計上してある其範圍内に於てに非ざれば、政府は一厘、一毛と雖も支出することを得ないのでありまして、是は申すまでもなく洵に明瞭なことであるのであります、左樣な次第でありまするから私は、各法文に必しも豫算の範圍内に於てと云ふ文字を置かなくても宜いと云ふ考を有つて居るのであります、此開墾助成法に於きましても亦然りと考へます、でありまするからして政府が何故に此法案を提出するに當つて特に豫算の範圍内に於てと云ふ文字を入れたかを怪しむのであります、然らば次に起る問題は豫算範圍内に於てと云ふことを書くのと書かないのとに於て何か違があるか、政府の答辯に依ると有つても無くても同じことだと云ふ人もあるし、さうでない違ふ所があると、斯う云ふ答辯もある、私は此答辯としては是は二つの事を考へて居る、法律論としての問題と豫算を執行する上に於ての問題とに分つて研究して見なければならぬ、單純なる法律論と致しますれば豫算の範圍内に於てと云ふ文字の有ると無いとは何處に違ひが生じて來るかと云ふことは、私は所謂第一豫備金の支出に關して違ひが生じて來ると思ひます、即ち豫算の範圍内に於てと云ふことを書かなければ或は補充費目とすることが出來るかも知れない、又出來ると云ふ方が正しいのでありませう、それでありますからして法制局長官が答へられたのは私は適當に中つて居る、法制局長官が言はれたのは單純な法律論であるのであります、其違ひは何處にあるかと云ふと、補充費目とすることが出來ると云ふことになる、けれども此法律の性質としては斯くすべきものでないと云ふ答辯である、大藏大臣の答へた有つても無くても同じことであると云ふのは事實論であつて、法律家としての答辯ではない、決して此費目と云ふものは補充費途としない、甚しきは追加豫算を出さんとまで言つて居る、私は是は少し餘計なことを言つて居ると思ふ、追加豫算ならば、豫算範圍内でありまするから、必要なる豫算を出しても差支ない、豫算の範圍内とあつて追加豫算を出して一向差支ないのでありますから、單純な法律論としては大藏大臣の言はれたのは少しく餘計な事を言はれて居りまするが、事實の上に於てさう云ふことをしないと云ふ、實際問題を私は話されたのであらう、でありまするから法律家の云ふ言葉と行政上の執行問題の上の答辯とに或は違ひがあつたかも知れませぬが、歸する所は所謂補充費途にすると云ふやうなことはしないと云ふことであるから、即ち有つても無くても同じである斯う云つたことと私は考へる、而して之を補充費途とするかせぬかと云ふことは、法律上の問題としては、しても差支ないと思ふ、併ながら補充費途として、第一豫備金より支出するに當りましては申すまでもなく憲法の上に於きましても、若くは會計法の上に於きましても避くべからざる必要が生じた場合でなければならぬ、避くべからざる必要の生じた場合でなければならぬ、それでありますから先程も申しました通り傳染病、流行病は之れをどうしても拋つて置けない、在監人がどし〳〵殖える場合是に飯を食はせないでどうしても拋つて置くことは出來ないから、避くべからざる費用として補充科目にするのであります、而して避くべからざる事實でありや

否やは是は事實の問題であります、事實の問題として避くべからずと考へましたならば、是は補充費途としても差支ない、併ながら此開墾助成法に於ては左樣に考へて居らないと云ふのは政府の見解のやうであります、それであるからして之を補充費途として豫備費を支出するやうなことはしないと云ふことを言はれて居る、果して左樣なことでありますれば此法の精神と云ふものは明かに分つて居る、此法の精神は斯う云ふものに對しましては豫備費を以て支出することはしないのである、又法制局長官の言葉でも此法律當然の性質として斯うすべきものでないと云ふことを云ふて居るのでありますから、果して左樣な次第であるのならば是は豫算の範圍内に於て之を執行すると云ふことは、明に此法の精神を言現はして居るものと云ふて差支ないと思ふのであります、加之本年の豫算を見ますると云ふと、是は何年度かに亘りまして、所謂豫算外國庫の負擔を爲すべき契約を爲すの件の中に、何年度かに明瞭に規定してあるのであります、それでありますからしてあの豫算若くは契約を本院に於て協賛しまする以上は恐らく豫備費より支出すると云ふやうな餘地はなからうと思ひます、斯る次第であるのでありまするからして、明に此法の精神も分つて居る、又政府が此法を執行する趣旨も分つて居る、左樣でありますれば必しも豫算の範圍内に於てと云ふ字を今事々しく入れなければならぬと云ふやうな事で、衆議院より送付せられた案を殊更らに修正する必要はないと思ひます、又從來の立法例に付きましても、私は法令全書を引繰返して見た、之には立法例が區々になつて居ります豫算の範圍内に於てと云ふ言葉の法律は一つもありませぬ、唯それと同じ意味と解釋して宜からうと思ひますが、法律の定むる所に依り云々と云ふ法令は立法例にあるのであります、例へば遠洋漁業奬勵法の如き、市町村立小學校教育費國庫補助法の如き、實業教育費國庫補助法の如きは、豫算の定むる所に依り、或は毎年豫算を以て定むべき所の金額云々と云ふやうな文字があります、文字の使ひ方は違ひますが、趣旨は左樣であらうと思ひます又之に反してさう云ふ文字が豫算の範圍内に於てとか豫算を以て云々とか書いてない、立法例は尚ほ多いのであります、殊に最近の本院に於て協贊を致しました所の理化學研究所國庫補助法の如き、染料醫藥品製造奬勵法の如きは、是等は豫算の範圍内に於てと云ふ文字も豫算の定むる所に依りと云ふ文字も何等無いのであります、それでありまするから、立法例は兩樣あります、何れに致しましても私はさう此問題が重大なる問題で容易ならぬ問題であると云ふことに、西久保君は御話になりましたが、私は實に容易なる問題、輕微なる問題であると云ふ位に考へて居るのであります、唯西久保君や伊澤君の御述べになりましたが如くに、丁度恰も此法案を審査して居る間に衆議院より葉煙草に關する法律案が出たそれには豫算の範圍内に於てと云ふ字がある、それでありますから是は實に怪しからん不統一なる立法である、甲が是なりとせば、乙は非ならざるべからず、乙を非なりとせば、甲は是ならざるべからずと云ふ強い反對論が出て來る、是は誠に御尤もなことと思ひます、衆議院にも相當な法制家も居られる、政府にも立派な法制家が居られるのであるから、此非難を避けらるるが爲に今少しく注意せられたら宜かつたらうと云ふ風に考へるのであります、併しながら其間に兩案の法案の趣旨が違つて居ると云ふならば別であります若し同じやうなものであれば、私は統一を圖ると云ふ御論には是は全く御同感であります、それから一體政府が原案を出して居つて之を修正せられた其時にはどつちが宜いのであるか、政府は一體それを固執してやるのが當り前ではないかそれを輕易に衆議院の修正に贊成したのは、何か其間に不公明なる所があるのではないかと云ふ御説もありましたが、私は此點に付きましても、餘程私は考慮せねばならぬと思ふ、殊に御互ひ政府に在つた者は斯の如きことが隨分あるのである、政府として適當として考へて法案を出した所が衆議院とか若くは貴族院に於て修正案の出ることがある、其修正は不都合でない、又大局の上から見て何等關係のない又執行の上から差支ないと云ふ時に、多數の意見がそれであるなら、それに從ふても宜いと云ふ、斯う云ふことは實際吾々は遭遇したことがある、殊に貴族院の如き政府に居られた方がありますが、さうえらい違ひもなし、又實質も差支ないならば、必しも原案を固執せぬでも修正案に依つても宜いと云ふことがあるが、其時に何故お前は初め出したものを固執せぬか、どつちが宜いのか、斯う云ふ詰問を受けると實に窮するのである、大體の上から見てさうえらい違ひかないならば、何も殊更らに政府の原案を何處までも突張らなければならぬとは思はない、又さう云ふ場合が是まで實際幾らもあると思ふ、唯さう云ふことを言つて政府に詰問する時に、政府者としては甚だ困ることもあるけれども、是は相身互ひで、さう云ふやうな御感じをなさつた方も幾らもあらうと思ふ、左樣に大體の上から見ても、大局の上から見ても違はないことを事々しく論議して、而も此場合修正案を御提出になると云ふことは、私は如何であらうかと思ふのであります、殊に此小問題に於きまして、特に貴族院の院議として、衆議院に送付し若し衆議院が之に讓らざる場合に於て、更に協議會を開くと云ふが如きは、先きにも前田子爵から御話になりました如く、大局の上から見ても適當なものでないと考へる、重大なる問題であるなら斷々乎として貴族院として相爭ふが宜いと思ひます、併ながら斯る問題にして、何れにしてもさう違ひはなし、又政府者の言明するところに依りますれば即ち私共の言ふが如く豫算の範圍内に於て之を執行するのである、又其趣旨であると云ふことの言明を得ました以上は事々しく之を元の通りに直すと云ふ必要はないと思ふ、此點に付きまして私は此案を提出なされた方に對しまして、深く敬意を表しまするし、又其御論議を必しも絕對に御無理だとは見ませぬけれども、大體に於て左樣なる違ひもないのでありますから、私は是は此儘の法案に於て可決せられることが適當と私は信ずるのであります、どうぞ御研究を願ひます。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君)　修正案に對しましては、既に前田子爵、水野君から反對の御演説がありましたから、私は其點には觸れませぬで、唯先刻西久保君から葉煙草に對する交付金の方には豫算の範圍内と云ふ文字が有つて、是には削つてある、不統一と云ふことで御反駁がありましたが、此葉煙草に對する交付金の法案は、是は政府の提出でなくして衆議院の提出でございます、而して衆議院に於きましては同時に織物交付金の法案を提出してあるのであります、織物交付金の方に於きましては豫算の範圍内と云ふ文字は無いのであります、是は織物交付金に於きましては、千分ノ一と云ふ標準が立つて居るから、豫算の範圍内に於てと云ふ文字は無いことと私に了解して居る、それ故に葉煙草の交付金に於きまして豫算の範圍内と云ふことを除きますれば、漠然として何に標準を取るか少しも分らなくなるのであります、又開墾助成法に於きましては、元々交付に對しては六朱に相當する率と云ふので、金を補る處の標準が定まつて居ります、恰も織物交付金に於て千分の一と云ふやうな標準が立つて居るのと同じことであります、葉煙草の交付金の法文に於て豫算の範圍内と云ふことはあの儘の法文でありますれば必要缺く可からざる文字でございます、それで交付金と此助成法案に於ける豫算の範圍内と云ふことの關係が此の如く相違いたして居りますからして一言之を辯じて置きます。

○平山成信君　未だ通告がありますか。

○議長(公爵德川家達君)　通告はございませぬ。

○平山成信君　ございませぬければ、一言自分の意見を述べたうございます。

○議長(公爵德川家達君)　宜しうございます。

〔平山成信君演壇に登る〕

○平山成信君　私は此問題に付きまして之に參ると云ふやうなことは、更に初めは考へて居りませぬのでありました、私も或る程度までは今水野博士の仰しやる通り私も是は大きな問題ではなからうと考へて居つたのであります、それ故に初めは主務大臣が委員會に於て之を行ふ上に付て豫算の範圍内と云ふことがあつてもなくても、之を行ふ上に付て注意して澤山なことはせぬと云ふやうな御辯明があればもうそれで滿足して宜からうと思つたのであります、其後に至つて葉煙草專賣法の改正案が參りましてそれにも明に豫算の範圍内と云ふ字があるのであります、茲に端なく同時に二つの變つたことが起りましたから、然る以上は矢張り政府の原案通り即ち此修正案通り豫算の範圍内と云ふ字を入れて、雙方一緒にするが、是は明々白々、其方が宜からう、極めて簡單に考へて居つたのであります、所が豈圖らむや其事からして種々な議論が起りまして、今日も先程から一時間以上も費して居ると云ふやうなことになりましたのは、實に意外に感ずるのであります、其御議論を承つて私は異樣な感じがしたのでありますから、其感じだけのことを申上げて置きたいと思ふのであります、實は此感じは私が始終平生有つて居る其所に觸れましたから默することが出來ずして、

此處に參つたのでありますが、一體日本の政治家は朝野共に雅量に乏しい、もう少し雅量を以て相對したら宜からうと思ふのであります、此問題は今申上げる通り甚だ輕々の問題である、併ながら豫算の範圍内と云ふ字が有ると無いとは差があると云ふことは先日法制局長官も御認めになられ、今水野博士も御認めになつて居る、如何にも明々白々なことで修正案の方が穩當であると云ふことは、洵に是は明白なことだらうと思ふ、斯の如き明白なことに付て非常な議論をして居ると云ふことは如何にも是は今實際承つて居ると甚だ遺憾に堪へないのであります、斯の如きことはもう少し雅量を出して、速に修正案に御同意になつてさうして之を衆議院に御廻はしになつたら宜からうと思ふのであります、先刻前田君から段々會期切迫の時から云々と云ふやうな御話もあり、唯今水野博士からさう云ふ御話も出ましたが其事が又私には平生考へて居ることに觸れまして如何にも遺憾に思ふのであります、憲法の運用上甚だ遺憾に思ふのであります、斯の如き關係の餘り大きくない問題は、當院に於て修正して衆議院に廻はしましたら、衆議院の御方も此事は始めからさう深く御考もなく御賛成になつたのかも知れませぬから、此明白なる修正が當院に於て行はれて咄嗟に是が衆議院に廻つたら之に御同意になりはせぬかと思ふのであります、重大な問題でありますればそれは大變な、協議會を開くとかむづかしいことになりませうけれども、それ程の事は無いのであります、左樣な事に付て之を廻せば衆議院でどうか、協議會を開くとか、或は紛糾が起るであらうとか云ふやうな御考を諸君が御有ちになれば如何にも是は遺憾である、それ故に此處に參つて其事を申上げるのであります、もう少し諸君が雅量を御有ちになつて左樣なことはすら〱と……、政府當局もさう強て反對なさる必要がなからうと思ふ、衆議院に廻せば衆議院が御同意になることと私は確信するのであります、縱んばそれに付て協議會を御開きになつても私は差支ないと思ふ、今どうでありますか、未だ外に幾らも大きな問題が殘つて居ります、會期も未だ一週間以上もあります、小さなことに付て……少しも大した關係はないのであります、一體此朝野の政治家に雅量の無いと云ふことを始終私は感じて居るのと、稍々もすれば小さい事をやれば……大きな事に拘らず、衆議院に廻はすと、どうも協議會になると困るとか何とか云ふやうなことが始終出ますのは、今日是は如何にも遺憾に思ふことと常平生私が考へて居る所に觸れましたから、已むを得ず此壇に參つて自分の所見を一言申上げて置くのであります、先刻水野博士から長い憲法の御說明を承はりましたが、私共素人と雖も私もそれ位なことは承はつて居りますさう長く御說明を承る必要がないと思ふ、一言私は此事を申上げる、私は一體不辯であります、斯う云ふ所に出るのは嫌ひでありまして、滅多に出ないのでありますけれども、先程からのことを承つて平生考へて居る所に於ては、どうしても默つて居ることが出來ませぬから、一言此事を申上げて置きます

○議長（公爵徳川家達君） 他に御發言もないと存じますから採決を致します、此採決方法に付きまして記名投票を以て決すべしと云ふ要求と、無名投票を以て決すべしと云ふ要求と、兩方出て居ります、其記名投票、無名投票何れに依つて採決いたすべきかを更に記名投票を以て決したいと云ふ要求が出ました故に、其要求通りに致します、諸君に申上げますが、今問題と致しますのは、修正案を決するのに記名投票を可とする諸君は白色票を、無名投票を可とせらるる諸君は青色票を投票函に御投入を請ひます、暫く御靜肅に願ひます、例に依りまして書記官をして御席へ投票を受取りに差出します。

〔書記官投票を集む〕

○議長（公爵徳川家達君） 投票漏れはございませぬか……投票漏れなしと認めますから、開票、計算を致させます。

〔書記官投票を計算す〕

○議長（公爵徳川家達君） 開票の結果を御報告に及びます、投票總數二百五十九、白色票を投じたる者即ち記名投票を以て決すべしとする者百六十二、青色票、即ち無名投票を以て決すべしとする者九十七故に採決は記名投票と決しました。

〔參照〕

贊成 百六十二名

反對 九十七名

贊成者氏名

侯爵黒田長成君　侯爵花山院親家君
伯爵萬里小路通房君　伯爵清棲家教君
伯爵松木宗隆君　伯爵廣澤金次郎君
子爵伏原宣足君　男爵野村素介君
山脇玄君　子爵唐橋在正君
子爵一柳末徳君　子爵大宮以季君
子爵山口弘達君　子爵松平康民君
子爵本多實方君　子爵舟橋遂賢君
子爵實吉安純君　子爵本多忠敬君
子爵藤谷爲寛君　子爵樋口誠康君
子爵稻垣太祥君　子爵毛利高範君
子爵東坊城徳長君　子爵松平直平君
子爵松平直德君　子爵青木信光君
子爵冷泉爲勇君　子爵牧野忠篤君
子爵酒井忠亮君　子爵永井尚敏君
子爵伊集院兼知君　子爵五辻治仲君
子爵細川立興君　子爵前田利定君
子爵櫛笥隆督君　子爵森清君
子爵西大路吉光君　子爵井上匡四郎君
子爵五條爲功君　子爵榎本武憲君
子爵京極高備君　子爵京極高義君
子爵今城定政君　子爵水野直君
子爵吉田清風君　子爵大給近孝君
子爵本多忠鋒君　子爵豐岡圭資君
子爵藪篤麿君　子爵秋月種英君
子爵伊東祐弘君　子爵片桐貞央君
子爵堤雄長君　子爵白川資長君
子爵野村益三君　子爵池田政時君
子爵丹羽長徳君　子爵米津政賢君
子爵清岡長言君　子爵八條隆正君
子爵立花種忠君　子爵新庄直知君
子爵小笠原勁一君　子爵西尾忠方君
子爵大浦兼一君　子爵板倉勝憲君
子爵米倉昌達君　淺田徳則君
高崎親章君　松室致君
大山綱昌君　男爵中川興長君
北里柴三郎君　大澤謙二君
男爵山根武亮君　男爵山川健次郎君
男爵沖原光孚君　男爵村上敬次郎君
小牧昌業君　黒岡帶刀君
男爵山内萬壽治君　和田彦次郎君
河村讓三郎君　石塚英藏君
男爵西村精一君　小松謙次郎君
山本達雄君　男爵名和長憲君
大谷靖君　岡喜七郎君
渡正元君　古市公威君
男爵太秦供康君　男爵神田乃武君
男爵田健治郎君　男爵武井守正君
男爵藤井包總君　岡田良平君
荒井賢太郎君　中村是公君
水野錬太郎君　男爵小早川四郎君
男爵高橋是清君　男爵中島久萬吉君
男爵黒川幹太郎君　男爵福原俊丸君
男爵清水資治君　男爵永山盛興君
男爵横山隆俊君　男爵島津久賢君
男爵安藤直雄君　男爵郷誠之助君
男爵藤堂高成君　男爵東郷安君
石井省一郎君　中島永元君
湯地定基君　原保太郎君
鮫島武之助君　高橋琢也君
石渡敏一君　澤柳政太郎君
加太邦憲君　阪本釤之助君
福永吉之助君　橋本圭三郎君
倉知鐵吉君　山之内一次君
高田早苗君　木場貞長君
鍋島桂次郎君　古賀廉造君
磯部四郎君　杉田定一君
室田義文君　安樂兼道君
南弘君　田所美治君
市來乙彦君　永田秀次郎君
大谷嘉兵衛君　大村彦太郎君
江原素六君　大坂金助君
八木久兵衛君　伊藤傳七君
佐藤友右衛門君　鎌田榮吉君
田中源太郎君　伊丹彌太郎君
中村圓一郎君　藤本閑作君
高橋源次郎君　安田善三郎君
大森慶次郎君　平尾喜三郎君
横山章君　竹内權兵衛君
三木與吉郎君　中山嘉兵衛君
成清信愛君　櫻井伊兵衛君

反對者氏名

侯爵徳川頼倫君　侯爵蜂須賀正韶君
侯爵細川護立君　侯爵佐々木行忠君
伯爵吉井幸藏君　伯爵松浦厚君
伯爵柳澤保惠君　伯爵大木遠吉君
伯爵柳原義光君　伯爵川村鐵太郎君

伯爵林　博太郎君　　伯爵松平　賴壽君
伯爵小笠原　長幹君　　伯爵堀田　正恒君
男爵小澤　武雄君　　服部　一三君
子爵藤波　言忠君　　平山　成信君
子爵加藤　高明君　　男爵石黑　忠悳君
男爵高木　兼寬君　　男爵山中　信儀君
江木　千之君　　荒川　義太郎君
折田　彥市君　　柴田　家門君
男爵宇佐川　一正君　　男爵高千穗　宣麿君
男爵村木　雅美君　　男爵坂本　俊篤君
男爵西　紳六郎君　　內田　嘉吉君
男爵阪井　重季君　　男爵阪谷　芳郎君
男爵內田　正敏君　　男爵肝付　兼行君
男爵山內　長人君　　福原　鐐二郎君
男爵新田　忠純君　　男爵南岩倉　具威君
男爵平野　長祥君　　男爵山內　豐政君
男爵毛利　五郎君　　男爵若王子　文健君
男爵德川　厚君　　男爵船越　光之丞君
男爵千秋　季隆君　　男爵北大路　實信君
男爵斯波　忠三郎君　　男爵眞田　幸世君
男爵安場　末喜君　　男爵坪井　九八郎君
男爵伊丹　春雄君　　男爵本田　親濟君
男爵島津　長丸君　　男爵神山　郡昭君
男爵楠本　正敏君　　男爵岩倉　道俱君
男爵赤松　範一君　　男爵今園　國貞君
男爵佐竹　義準君　　男爵藤村　義朗君
男爵二條　正麿君　　男爵小畑　大太郎君
男爵調所　恒德君　　男爵辻　太郎君
男爵池田　長康君　　男爵矢吹　省三君
男爵島津　健之助君　　男爵岩佐　新君
男爵寺島　敏三君　　男爵高崎　弓彥君
男爵藤田　平太郎君　　谷森　眞男君
石黑　五十二君　　山田　春三君
若槻　禮次郎君　　和田　維四郎君
菅原　通敬君　　伊澤　多喜男君
高橋　作衞君　　西久保　弘道君
岡田　文次君　　江木　翼君
湯淺　倉平君　　鈴木　摠兵衞君
野々村　久次郎君　　石橋　謹二君
佐藤　傳兵衞君　　星島　謹一郎君
竹村　與右衞門君　　鎌田　勝太郎君
橋本　辰二郎君　　土田　萬助君
西川　甚五郎君　　勝田　銀次郎君
島　定治郎君

○議長（公爵德川家達君）　是より投票を集めます爲に議席へ書記官を差出します、念の爲め申上げます湯淺倉平君外一名より提出せられました修正案に同意の諸君は白色票、反對の諸君は青色票を投票函に御投入を請ひます。

〔書記投票を集む〕

○議長（公爵德川家達君）　投票漏はございませぬか……投票漏れなしと認めますから、投票を計算いたさせます。

〔書記官投票を計算す〕

○議長（公爵德川家達君）　記名投票の結果を御報告に及びます、投票總數二百五十九、白色票、即ち修正案を可とする者百十、青色票を投じたる者、即ち修正案を否とする者百四十九．故に修正案は少數を以て否決せられました。

〔參照〕

贊成　百十名
反對　百四十九名

贊成者氏名

侯爵德川　賴倫君　　侯爵蜂須賀　正韶君
侯爵細川　護立君　　侯爵佐々木　行忠君
伯爵萬里小路　通房君　　伯爵松浦　厚君
伯爵柳澤　保惠君　　伯爵大木　遠吉君
伯爵柳原　義光君　　伯爵川村　鐵太郎君
伯爵松平　賴壽君　　伯爵小笠原　長幹君
伯爵堀田　正恒君　　男爵野村　素介君
山脇　玄君　　男爵小澤　武雄君
服部　一三君　　子爵藤波　言忠君
平山　成信君　　子爵加藤　高明君
子爵實吉　安純君　　男爵石黑　忠悳君
男爵高木　兼寬君　　男爵山中　信儀君
男爵中川　興長君　　男爵山根　武亮君
小牧　昌業君　　荒川　義太郎君
折田　彥市君　　柴田　家門君
河村　讓三郎君　　男爵宇佐川　一正君
男爵村木　雅美君　　男爵坂本　俊篤君
男爵名和　長憲君　　古市　公威君
男爵西　紳六郎君　　內田　嘉吉君
男爵太秦　供康君　　男爵阪井　重季君
男爵阪谷　芳郎君　　男爵內田　政敏君
男爵肝付　兼行君　　男爵山內　長人君
福原　鐐二郎君　　男爵新田　忠純君
男爵南岩倉　具威君　　男爵平野　長祥君
男爵山內　豐政君　　男爵毛利　五郎君
男爵若王子　文健君　　男爵德川　厚君
男爵船越　光之丞君　　男爵千秋　季隆君
男爵北大路　實信君　　男爵斯波　忠三郎君
男爵眞田　幸世君　　男爵安場　末喜君
男爵坪井　九八郎君　　男爵伊丹　春雄君
男爵本田　親濟君　　男爵島津　長丸君
男爵神山　郡昭君　　男爵楠本　正敏君
男爵橫山　隆俊君　　男爵島津　久賢君
男爵岩倉　道俱君　　男爵赤松　範一君
男爵今園　國貞君　　男爵佐竹　義準君
男爵藤村　義朗君　　男爵二條　正麿君
男爵小畑　大太郎君　　男爵調所　恒德君
男爵辻　太郎君　　男爵東鄉　安君
男爵池田　長康君　　男爵矢吹　省三君
男爵島津　健之助君　　男爵岩佐　新君
男爵寺島　敏三君　　男爵高崎　弓彥君
男爵藤田　平太郎君　　谷森　眞男君
中島　永元君　　湯地　定基君
石黑　五十二君　　若槻　禮次郎君
高田　早苗君　　鍋島　桂次郎君
和田　維四郎君　　菅原　通敬君
伊澤　多喜男君　　高橋　作衞君
西久保　弘道君　　江木　翼君
湯淺　倉平君　　大村　彥太郎君
鈴木　摠兵衞君　　野々村　久次郎君
石橋　謹二君　　星島　謹一郎君
竹村　與右衞門君　　鎌田　勝太郎君
橋本　辰二郎君　　土田　萬助君
西川　甚五郎君　　大森　慶次郎君
勝田　銀次郎君　　島　定治郎君

反對者氏名

侯爵黑田　長成君　　侯爵花山院　親家君
伯爵淸棲　家教君　　伯爵吉井　幸藏君
伯爵松木　宗隆君　　伯爵廣澤　金次郎君
伯爵林　博太郎君　　子爵伏原　宣足君
子爵唐橋　在正君　　子爵一柳　末德君
子爵大宮　以季君　　子爵山口　弘達君
子爵松平　康民君　　子爵本多　實方君
子爵舟橋　遂賢君　　子爵本多　忠敬君
子爵藤谷　爲寬君　　子爵關口　[illegible]康君
子爵稻垣　太祥君　　子爵毛利　高範君
子爵東坊城　德長君　　子爵松平　直平君
子爵松平　直德君　　子爵青木　信光君
子爵冷泉　爲勇君　　子爵牧野　忠篤君
子爵酒井　忠亮君　　子爵永井　尙敏君
子爵伊集院　兼知君　　子爵五辻　治仲君
子爵細川　立興君　　子爵前田　利定君
子爵櫛笥　隆督君　　子爵森　清君
子爵西大路　吉光君　　子爵井上　匡四郎君
子爵五條　爲功君　　子爵榎本　武憲君
子爵京極　高備君　　子爵京極　高義君
子爵今城　定政君　　子爵水野　直君
子爵吉田　清風君　　子爵大給　近孝君
子爵本多　忠鋒君　　子爵豐岡　圭資君
子爵藪　篤麿君　　子爵秋月　種英君
子爵伊東　祐弘君　　子爵片桐　貞央君
子爵堤　雄長君　　子爵白川　資長君
子爵野村　益三君　　子爵池田　政時君
子爵丹羽　長德君　　子爵米津　政賢君
子爵清岡　長言君　　子爵八條　隆正君
子爵立花　種忠君　　子爵新庄　直知君
子爵小笠原　勁一君　　子爵西尾　忠方君
子爵大浦　兼一君　　子爵板倉　勝憲君
子爵米倉　昌達君　　淺田　德則君
高崎　親章君　　松室　致君
大山　綱昌君　　北里　柴三郎君
大澤　謙二君　　男爵山川　健次郎君
男爵沖原　光孚君　　男爵村上　敬次郎君
黑岡　帶刀君　　江木　千之君
男爵山內　萬壽治君　　和田　彥次郎君
男爵高千穗　宣麿君　　石塚　英藏君
男爵西村　精一君　　小松　謙次郎君
山本　達雄君　　大谷　靖君
岡　喜七郎君　　渡　正元君
男爵神田　乃武君　　男爵田　健治郎君
男爵武井　守正君　　男爵藤井　包總君
岡田　良平君　　荒井　賢太郎君
中村　是公君　　水野　錬太郎君
男爵小早川　四郎君　　男爵高橋　是淸君
男爵中島　久萬吉君　　男爵黑川　幹太郎君

男爵福原俊丸君　男爵清水資治君
男爵永山盛興君　男爵安藤直雄君
男爵郷誠之助君　男爵藤堂高成君
石井省一郎君　原保太郎君
鮫島武之助君　山田春三君
高橋琢也君　石渡敏一君
澤柳政太郎君　加太邦憲君
阪本釤之助君　福永吉之助君
橋本圭三郎君　倉知鐵吉君
山之內一次君　木場貞長君
古賀廉造君　磯部四郎君
杉田定一君　室田義文君
安樂兼道君　南弘君
田所美治君　岡田文次君
市來乙彦君　永田秀次郎君
大谷嘉兵衞君　江原素六君
大坂金助君　八木久兵衞君
伊藤傳七君　佐藤傳兵衞君
佐藤友右衞門君　鎌田榮吉君
田中源太郎君　伊丹彌太郎君
中村圓一郎君　藤木閑作君
高橋源次郎君　安田善三郎君
平尾喜三郎君　横山章君
竹內權兵衞君　三木與吉郎君
中山嘉兵衞君　成清信愛君
櫻井伊兵衞君

○議長（公爵德川家達君）　第一條、原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、次に問題に供しますのは、第二條より終りまで……原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○子爵西大路吉光君　第三讀會を直ちに開かれむことを希望いたします。

○子爵青木信光君　贊成。

○男爵黑川幹太郎君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、是にて可決確定、休憩を致します。

午前十一時五十八分休憩

午後一時十五分開議

○副議長（侯爵黑田長成君）　是より午後の會議を開きます、諸君に御諸りを致しますが、日程の第二より第六までは束ねて委員長の報告を煩はして御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と者ふ者あり〕

○副議長（侯爵黑田長成君）　御異議ないと認めます

○副議長（侯爵黑田長成君）　日程第二、大正八年度歲入歲出總豫算案並大正八年度各特別會計歲入歲出豫算案、第三、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件、第四臨時軍事費豫算追加案第一號第五大正八年度歲入歲出總豫算追加案第一號第六、豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件追第一號、會議、委員長報告。

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に傚ふ〕

大正八年度歲入歲出總豫算案並大正八年各特別會計歲入歲出豫算案

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件臨時軍事費豫算追加案（第一號）

大正八年度歲入歲出總豫算追加案（第一號）

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第一號）

一大正八年度歲入歲出總豫算案

一大正八年度各特別會計歲入歲出豫算案

一豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

一臨時軍事費豫算追加案（第一號）

一大正八年度歲入歲出總豫算追加案（第一號）

一豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第一號）

右衆議院より送付したる各案を審査し衆議院議決案の通可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月六日

豫算委員長　淺田德則

貴族院議長公爵德川家達殿

〔淺田德則君演壇に登る〕

○淺田德則君　唯今日程に上つて居ります大正八年度歲入歲出總豫算案並大正八年度各特別會計歲入歲出豫算案外四件であります、此過日本院に於て御委託になりました以來の經過及結果を御報告申します委員會は二月十五日より二十五日まで總會を開きまして、會を開きますことは六回であります、それより分科會に移りまして、分科會は三月一日に終りました、五六兩日に亘りまして更に豫算總會を開きましたのであります、で各分科主査の報告を得まして審査を結了いたしました次第であります、總會及分科會に於きまして各員は熱心に且つ愼重に審議を遂げられましたのであります、豫算提出の事由、又金額等は曩に本議場に於きまして大藏大臣より概略を述べられましたのでありますし、且又各分科會主査報告に於きましては精しく其狀況を述べられて居るのであります、それ故此豫算の增減等の理由、其他增減の數字等に於きましては此に御報告を略する積りであります、唯大數に付て此際御報告を申上げます即ち歲入經常部が八億三千九百十四萬餘圓でありまず歲入の臨時部が五千七百六十六萬餘圓、臨時事件に關する歲入が一億四千九百五十四萬餘圓、是が歲出……歲出經常部が五億百三十六萬餘圓、歲出臨時部が三億七千三百九萬餘圓、臨時事件費に關する歲出が一億七千二百萬圓餘、合計各々十億零四千六百四十五萬餘圓であります、斯の如き巨額の數字を現はしましたのは蓋し今回を初めと致す所であります而して茲に一言附加へて申上げて置きますのは各般の政務の新たに施設されましたる所の費用等は暫く別と致し

〔議長公爵德川家達君議長席に著く〕

まして、一般會計豫算中に物價騰貴に因る增費と云ふものは非常な割合を以て此豫算を占めて居るのでありまする、即ち此金額は九千零六十八萬餘圓、臨時事件豫備費中物價騰貴に因る金額が一億二千二百九十八萬餘圓、此中には官吏以下の特別手當等も含んで居ります、即ち合計いたしまして二億千三百六十七萬餘圓、而して又各特別會計豫算中の物價騰貴に因りまするものが合計二億零六百七十九萬餘圓であります、尤も此特別會計に於きましては其歲入に於きましては、時局の影響の爲に相當に增加いたして居ることは無論のことであります、委員會に於きましては例に依りまして內外各般の事項に亘りまして各委員より質問がありまして、之に對して國務大臣よりそれ〳〵答辯せられたのであります、其中に就きまして重もなるものは若くは現內閣の政策の一端とも認むべきものは此際少しく質問に依りまして答辯されました所を御報告いたさうと存じます、開會の初めに於きまして各員の最も聽かむと欲せられましたる所のものは、御承知の如く目下巴里に於て開かれましたる所の講和會議に關する問題でありまして、彼の國際聯盟の條規其他諸種の問題に關しまして質問を致されましたのであります然るに之に對しまする總理大臣の答へられまする所に依りますれば講和會議に於きましては各國委員の申合せに依りまして、其時々の報告は一定の通信局を經て而して之を公表することに相成つたる趣でありまして、目下進行中の會議の狀況等を詳しく公表することの自由を得ないと云ふことでありまして、是は已むを得ず議員に於きましても詳しい事を承ることを得ませなんだのは已むを得ない次第と存じまする、即ち其節の質問の要件を概擧いたしますと先づ對獨賠償金の問題の如き、或は南洋諸島の統治問題、日支兩國間に結ばれたる祕密條約の提出問題等の如きものであります、此他會議に附せられて居りまする所の諸問題は目下分科會に於て專ら討論中である趣であります、で委員會に於きまして人種的差別撤廢問題に關しまして各委員より屢々質問を試みられたのであります、而して此質問者の意嚮は必しも是は一樣になつて居りませぬ、或る論者は我が帝國臣民は何等の區別を受けて居らないのである、或は之を提議すれば却つて自ら侮るものなりと云ふ御說もあります、又或る質問者に於かれましては開明の程度に依り差別のあることを論ぜられて居ります、而して又或る質問者は是非とも是は講和會議に提出せらるべき問題であるが、政府の意嚮は如何であるか、斯樣な問題も起りましたのであります、之に對して總理大臣は大體斯樣な意味で答を致されて居るのであります、即ち我が帝國は列國の伍班に入り何等差別あるものとは認めて居らない、併ながら我が勞働者の他國に至りまして、其國人と同一取扱を受けて居らぬと云ふことに關しましては政府としても多年是等のこと

を無からしめむことに意を用ひて居るのであつて、故に講和會議に向つては相當の措置を執つて其弊を除去することに努めることに致したいと思ふと云ふことを述べられて居ります、此他西比利亞及東清鐵道の管理問題に關しましても委員の中より質問を致されたに對して政府委員より米國其他關係各國の協商の結果等に付きまして此點は詳しく說明いたされたのであります、是は速記にも載つて居ること丶存じますから詳しくは申しませぬが、該地方の鐵道は其地區方面を分ちまして或は技術部、或は行政部等を設けて帝國、露國、米國、英國、佛國、伊國中華民國、是等各國の共同管理に付せらる丶目的を以つて目下協定を進みつ丶あると云ふことでありま す、先づ是等は講和會議に關聯いたしたる所の問題でありまするが、更に對支外交問題に付きまして聽答がありました、それは帝國政府は日支親善を標榜せられて南北和平を唱道せられて居るに拘らず、北方政府の參戰借款に應じ、又泰平組合なる一の商社が今尙ほ兵器を地方に賣却して之を交付しつ丶あると云ふのは日支親善本會を阻害するの嫌なきや否やと云ふのが問の要旨でありまして之に對して政府は斯樣に答へられた、兩者とも事は前內閣の時に成立したものである、前者に付ては既に其金額の交付を了して、支那政府が更に之を北京に於ける銀行に預金とせしものであるに依つて、是が引出しを今俄に阻止すると云ふことは不可能のことである、併し後者即ち兵器の交付の問題に付きましては、帝國政府は南北和平を促進せむが爲に、其約定あるにも拘らず、一時是が交付を中止すると云ふことに決定を致したと云ふことを聲明されて居ります、又一員より我が邦人の中に阿片を支那地方に密に輸入することの弊害に關しまして、第四十議會に於て、其當時の政府に警告いたされたことがあります、其事を喚起されまして、現政府の所感を問はれましたるに對し總理大臣は斯樣に答へられて居ります、支那地方の新聞其他世間に往々事實を誤り傳へて居る者があるに依つて、是等の點に於て是正をするのであると云うて、縷々辯明を致された後に、現內閣に於きましては、嚴重に之を取締るべき方針を執られまして、既に最近に於て閣議を決して、目下是が實行方法に關して打合せ中であると云ふことを聲明されて居ります、此他外交關係に亘ります質疑は、或は祕密會

等を求めまして說明を求めたこともありまするが、是は暫く御報道を差控へることに致します、外交のことに付ては先づ大略唯今申上げたのでありまするが、是より一般的政務方針に付きまして、質問中の重もなるものを二三玆に申上げることに致します、先づ質問いたされましたのは食糧問題の解決でありまして政府は關稅の撤廢を行はれ、或外國米の取引所に於ける價格を定められ、又我が植民地若くは外國よりの輸入を圖られつ丶あるにも拘らず、未だ國民をして安心を得せしめる場合に至つて居らぬ、之に對する政府の方針は如何であるか、之に對して總理大臣は斯樣な意味で說明を致されて居ります、現政府は歐洲大戰に鑑みて、米價のみならず食糧の全部に對しまして用意するの必要を認めて居る、而して永遠の策と致しましては、不毛の土地を開いて食糧を潤澤ならしめる、又卽ち此開墾助成法案等を設くることに致してあるし、又差向きの問題と致しましては、有ゆる手段方法を以て米を多くすることを努めて、陸軍馬糧の如きも高粱に換へ、或は關稅を廢して是が輸入を容易ならしめて以て其品物の潤澤ならむことを努めて居る、而して其價格の自ら低下することを致さしめ、又政府は如何なる手段に依りても糧食に缺乏を來たさしめざらむ事に對しては責任を有するものであると云ふ事を明言を致されましたのであります、一員より憲法發布以來、著しく增大の傾がある選擧界の弊害に關しまして、最近各地方に起りましたる所の弊害の例證を指摘されまして之を矯正することに關する政府の所感を問はれたのであります、之に對して總理大臣は斯樣に答へられた、全然是は同感を表するものであつて、現內閣成立の初めに方つて既に之に對する訓令を發して、尙ほ今回選擧法の改正に依つて、幾分か其弊害を除去し、或は矯正せしむことを欲するのであると云ふことの答の大要であります、又同委員は會計法を引用されまして、追加豫算の濫にすべからざることを痛論せられまして、政府が今回巨額の追加豫算を提出せられた理由を質問いたされました、之れに對して總理大臣は內閣更迭後日淺くして、必要なる政務にして、本豫算に編入することの時日なき爲め、已むを得ず追加の形式に依つて提出を致したのであると云ふことを辯ぜられまして、尙ほ本問題は從來歷代內閣の問題となりたる次第でもありまするし、今後是

が解決に努めて今回の追加豫算の提出の事情は諒せられたいと云ふことの辯解をせられて居ります、又一員より前內閣時代に於きまして、時局の爲に設置せられましたる各種の調査機關を、戰後に於て存續するの必要ありや否や、特に軍需局其他の官衙に於ける統計的調査に關して、複雜なる關係を整理するの必要を切論せられまして、政府の所見を問はれたのであります、之に對しましても總理大臣は、其雜駁なる統計の弊害を矯正することに對して、全然同意を表せられまして、是が改良の意圖を有することを辯明いたされて居ります、國防問題に關する質問中の重もなる一二を玆に御紹介いたします、一員より國防方針の變更に關する質問に對しまして陸軍大臣は左の要領を答へられて居ります、從來の國防方針は明治三十九年の末より四十年に亘りましての御制定でありまして、爾來歐洲大戰爭の經驗に鑑み又時勢の變遷に應じて、昨年六月中御修正あらせられて、それ〴〵元帥府に御諮問あらせられ、漸次御變更の方針に從つて遂行せらる丶ことに相成つた趣であります、即ち御承知の如く從來は平時二十五師團戰時五十師團を準備せられしものでありましたが、今回は戰時四十一個軍團を準備することに相成つたのであります、隨つて戰時の兵力及國軍の編成を改めることに相成つた趣を說明をされて居ります、又同時に海軍に於きましても、之を改められた趣であります、御承知の如く謂はゆる海軍に於きましては八八艦隊、即ち戰艦八隻を以て成る一隊と巡洋戰艦八隻を以て一隊とするものを以て編成せられたものを、今回は之を一隊、即ち八隻を加へて三艦隊と宗められたのであります、尤も其艦體の種類、補助艦艇に付きましては是は未定の趣でありまして、是は自ら列國の方針も參酌して艦の種類等は追つて定めらる丶と云ふことの大體の說明でありました、此陸海軍の國防方針の變更に關しまして、一員より果して斯の如く大なる方針を遂行せられむとするのには我が邦內の工業能力に依るものであるか、外國に待たむとするのであるか、及財政上等の問を發せられましたのであります、之に對して海軍大臣は二つに區分して答をして居られるやうであります、即ち方針は斯く定められしも、是が實行は之を財政其他の事情を熟考をして漸次に遂行せらるべきものであつて工業能力の如き內外何れに依るや否やの問題は、

是は他日に讓る、差向きは現に着手しつ丶ある艦艇を完成するを以て急務とすると云ふことを答へられて居ります、陸軍に對しましても、之に等しき質問もありまして、之に對して當局大臣は質問者と或る程度までは同意を表せられまして、將來戰爭に於て工廠の一部を民間に移し、民間の工業力を促進に努めて、官民相俟つて之に進むと云ふことを致すと云ふことの方針であると云ふ事を答へられて居ります或る一員より國防上の見地より、我が邦人の體力の不完全なるに向つて精密なる統計を舉げて當局に注意を促されて居ります、又航空事業に關して當局者の注意を喚起せられたる所のこともありました、而して當局大臣の答は、之に關しては官民相俟つて是が發達を圖ることを努めつ丶あると云ふことを述べられて居ります、財政上の方針に關しまして諸種の質問がありまして、其論點は頗る多端でありましたが玆に大別いたしまして大要を申上げやうと思ひまするので、大體約めますと云ふと、重なるものは三點ほどあります、八年度に計上いたされたる歲入は之れを前々年度以來、殊に休戰後に於ける時局の趨勢と經濟界の狀態に鑑みまして、甚しく過大に失するもの丶如く思はれる、斯の如くして果して豫定の歲入を得べき確信ありや否や、是れが一つであります、其二は八年度に於ける公債募集の豫定額は非常公債及國庫證劵等頗る巨額に至るべきこと丶なつて居る斯の如く巨額の公債を一時市場に募らむとせば經濟市場を壓迫するの不安なきや否やと云ふのが、是れが第二點、第三は現在に於ける內外國債の巨額なるに加へて政府が執らむとする財政計畫上募集せられむとする多額の國債に對し相當なる減債基金を設けざるに於いては豫定年期に至つて外國債務を償還するの困難に陷らざるや否や、其の諸點であります、何れも時局の趨勢に鑑みまして、政府の財政計畫に對して前途を憂慮せられたる所の質問と認めました、之れに對して當局大臣は左の意味で答辯を致されました、第一、即ち八年度の歲入は前々年度の經濟界の實況に鑑みて過大なりとの批評はあるが、既に過去數年間民間に於いては巨額の資本を生產的事業に投じたる結果は、之れに對し自ら相當の收益を見るであらう、隨つて自ら相當の財源も得らる丶ことであるに依つて、敢て政府は至難とは認めて居らぬ、依つて政府は今回提出せし歲入豫算に計上す

る所のものを以つて相當と信ずる、又八年度以內に於ける公債募集に關しまして、政府は經濟界を壓迫せざる程度に於いて適當に之れを募集せむとする方針であるからして、不安を懷かしめざることに努めるやうに致し、又最後、今後豫定の年期內に償還すべき外國債務に對しては一部は減債基金法に依つて相當に按排し、又一般會計よりして是が償還に充て尙ほ殘るものに對しては萬一海外の經濟狀況にして外債の轉換に便ならずとせば、內國に於ける民間に所有せる外國債券を以て之に轉換する餘地ありと信ずる、故に何等之に對する不安を要せざることゝ思ふ、財政の所見に付きましては縷々述べられましたので、此財政上の見地に於きましては委員の間には前途の財政に關して尙ほ多少見地を異にせられる點もありまして、後には是は希望を述べらるゝことに相成つて居ります、尙ほ問答の詳しいことは速記にて御覽を請ひたいと思ひます、又稅制整理、即ち現行の營業稅法、印紙稅法、其他通行稅法等の如き、輓近經濟界の激變に伴ひまして、是が整理を必要とすることを感じて居ると云ふことの質問に對しましては、當局大臣は政府も其必要を認めて居る、で目下是が調査に著手いたして成るべく速に成案を得ることに致さうと云ふことを答へられて居ります、敎育に關する質問であります、次に敎育に關する豫算は御承知の如く此の總豫算に於きましては、從前の計畫に基きまして高等敎育機關を四校ばかり增し、其の他大學等の收容力を增す爲めに若干の擴張を爲されました、其の他多少敎員の待遇等を改善すると云ふことに相成つた豫算を求められて居りまする、而して此の本豫算に關係いたしましては分科會に於きましても何等の議論もなく、主査會に……主査に於いても報告を致されて居ります、が主として問題に付いて論議されましたのは、敎育機關の大計畫に對する所の方針施設に關してでありまして、此のことは總豫算委員會又分科會に於きましても屢々論議を致されたのであります、去りながら是は不日此本議場に報告を致されますべき追加豫算の時に於きまして、又其際にはそれに關聯いたしましたる法律等もありまする故に、其場合に於て御報告いたすことに相成らうと思ひまするに依つて、其詳しいことは茲に省略いたすことに致します、但し種々質問いたされました內に先づ其要目を擧げますれば、第一戰後に於ける敎育の大方針、或は敎員養成の方法、高等學校の年限の長短、或は公私立學校を助成するや否や等の意見を專ら交換されたことと認めました、が是は何れ更に御報告を申す機會があらうと存じまするに依つて茲に略します、唯此際に御報告いたすのは中等敎育の缺陷を完たからしむることに關しまして委員の一人より中等敎育の國家に必要なることを剴切に痛論いたされまして、臨時敎育調査の建議に係る國費を以て年功加俸の制度を設けて中等敎員の待遇を改善するの目下喫緊の急務なることを縷々述べられまして、今回政府が八年度豫算上に計上せられざる理由を問はれましたのであります、で之に對して總理大臣は大要斯樣な意味を以て答を致されて居ります、中等敎育の國家に對して必要なること及其待遇の不十分なる點に對しましては質問者と其感を同じく致して居る、唯從來地方費を以て支辨したる原則を變へて國庫の支辨たらしめむとするのには最も愼重なる考慮を爲さねばならぬ、彼の高等機關の擴張の爲に一時的費用を要するものとは異なつて永遠に亘るものであるからして永遠の策を講じたく考へて居る、又今回地方稅制限を擴張する曉に於ては、此間に於て缺陷を補ふべき他の方法を求むるの難からぬことゝ思ふ、政府は高等敎育機關の擴張のみを以て能事畢れりと思ふのではなくして、中等敎育其他に於ても相當の考慮を加へて漸次に著手せむと欲するのであるとの意思を有つて居る、決して之を地方に放任せむとするものでないとのことを縷述べて居らるゝ、其他督學、視學制度の改善又女子敎育等の改善等に付きましても種々質問がありまして、此等に對しましても當局者よりもそれ〴〵答辯をせられ、大體に於ては同意を表せられたるやうに認めましたのであります、產業政策の方針と致しまして、我國の天然資源を保存節約することに付きまして、委員と內務大臣との間に數回問答を重ねました、此事に關しましては質問者は內外に亘る統計等を擧げられまして、頗る詳細なる意見を加へられまして、質問を致されましたのであります、政府の當局者と其間に多少其見地を異にせられたる點もあるやうに認めましたのでありまするが、後には此豫算委員會の希望と致しまして報告を致すことに相成りました、茲に質問者の意義を明にする爲に其陳述いたされました、一節を申添へて置かうと存じます、で此天然資源の保存節約と申すのは決して產額を減少するとか、又は其產出の增加率を低下せしめむとする意義ではない、其資源、例へば鐵、石炭、油、木材等の採掘、採伐の場合に科學の應用を完全にして、努めて遺利をなからしめて、天物を暴殄することとないやうに努め、又資源の合理的利用と申すことは產物其者の有する價値を萬全に發揮せしむるとするのであつて、例へば石炭利用の如き其副產物として我が軍事的、工業的に最も必要なる燃料油を抽出するの事實に徵して、政府は相當の注意と取締をせられたしとの意義を以て、質問もし且つ希望を述べる次第であると云ふ事を、詳しく申述べられて居ります、鐵道の建設改良の方針に關しまする必要の問答がありました故に、茲に其要旨を御紹介いたさうと思ひます、鐵道軌制の問題、即ち廣軌にするか狹軌にするかの問題は、御承知の如く明治四十二年以來議會に論議いたされました所の問題でありまして屢々變更をいたされまして、殆ど一定の方針ありや否やを疑はれたのでありまする、然るに今回委員の一人の問に對しましては鐵道院總裁は斯樣に答を致されて居ります、即ち現在の軌幅は此儘に之を維持して改良普及を圖り、車輛、機關車及橋梁等を強度に堪へ得る設備に改め、其積載と輸送の能力を增加せしむる方針に一定して、廣軌制を採らざるやうなことに致したと云ふことを言明いたされました。即ち之に依つて鐵道は廣軌に依らずして狹軌に依つて改良せられ、線路の延長を圖ることの方針に一定せられたものと認めたのであります、以上は豫算總會及分科會に於きましての質問應答の大略でありますが此他種々の質問もありましたが、もう多端になりまする故に是は速記錄に於て御覽を願ふことに致しますそれより討論に移りまして、二箇の希望がありました、即ち其一は第一分科會の希望であります、其成文を茲に示します「大正八年度の豫算を見るに歲入の見積過大なるの憾あり、又公債募集巨額に上り之か實行容易ならさるの處あり、仍て政府は豫算の實行並に將來の財政計畫に付ては愼重の注意あらんことを望む」第五分科會の希望「吾國の如き天然資源の富饒ならさる邦土に於ては之か保存利用に關し永遠の政策を定め深甚の注意を加へさるへからす、然るに鑛山森林の經營の實際に徵するに往々にして濫掘濫伐に流れ從て國富を濫費するの虞なきを得す政府は此點に關する十分の考慮を爲し進て之等の消費に關し合理的利用の方法を攻究せられん事を希望す」、右は何れも豫算總會に於ける希望とするに決しました、是にて大體の質問應答及希望とを終りましたのであります、而して豫算其ものに對しましては特に異議等は出ませなんだのであります、斯の如く致しまして大正八年度歲入歲出總豫算、同各特別會計豫算、豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件、第一號臨時軍事費豫算追加、第一號大正八年度歲入歲出の總豫算の追加、追第一號豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件、是等に對しまして、總て衆議院送付通り可決いたしたのであります、此段御報告申上げます。

○議長(公爵德川家達君) 是より通告順に依りまして質問を許します。

○江木千之君 私は病後でありますもので、殊に大聲を發することは出來ませぬから一應御斷りを申上げて置きます、私は總理大臣に御尋ね致したいことがあるのでありますが、第一には政府が官立の學校を設置せられる場合に、地方の寄附を受けられるに付て、其政府の方針がどうであるかと云ふことを伺ひたいのであります、過日本議場に於て此質問が出ましたが、總理大臣の御答はどうもはつきりして居らぬやうにありまして、政府の方針は果して何處に在るやと云ふことを突止めることが出來なかつたのでありまするで、茲に質問を致すのであります、尤も其內略々了解を致す點もあるのであります、從來歷代の內閣は官立學校を設置する場合に於て地方から即ち府縣から多額の寄附を縣費より取られるのでありますが、是は洵に地方行政上に大害を及ぼすのであります、一體府縣が稅を徵收するに付ては、必ず地方稅制限なるものがあつて、內務大藏では喧しく詮議せらるるのでありますが、扨て官立學校等を建てる場合に多額の寄附を命ぜられる場合には、制限も何も殆ど無頓著であります、多額の寄附を取られるので、之が爲に內務大藏の行政も甚だ均衡を得ぬ事になり、地方も亦其負擔の爲には苦しむのであります、是は餘程古くからの一種の弊でありまして山本內閣の當時、大隈內閣の時、前の寺內內閣、皆其方の例に依つて居るのでありまして、此弊害を矯正しなくてはならぬと云ふことに付て、豫算委員會に於て數回意見を述べて、何時も當局大臣は全く同

であると云ふことは申されるが、扨て其實行の場合になると、全く從來の弊ある所の例を襲踏せられましたのであります、然るに現內閣の總理大臣の方針は過日の御說明ではつきり伺ふことは出來ませぬのでありましたが、議會に於ける數次の御說明御談話等を綜合して考へて見ますと、從來の弊害ある所の例は止めてしまふと云ふことが、

〔議長侯爵黑田長成君議長席に著く〕

總理大臣の御考であるやうに窺はれます、一つの專門學校を建てるに、一つの府縣より五十萬圓六十萬圓七十萬圓八十萬圓と云ふやうな創業費をすつかり負擔さすと云ふやうなことは大弊害のあることでありますから、是は斷然改めると云ふのが總理大臣の御考のやうに窺はれる、是は從來の弊害を一洗することであつて、我々は希望を始めて達することが出來る、此點に付ては私は大に滿足を致し、國家の財政、地方の經濟の爲に大に慶賀して居るのであります、併ながら斯の如き弊害のありやる方は惡いのでありますが、此地方に學校を建てる場合には、其所在の地方は最も永久に利益を受ける譯でありますから、其地方が別に多くの寄附をすると云ふことは咎むべきことではないのである、寧ろ進んで受くべきものである、假令國立學校であるにしても學校の施設は地方も中央も相俟つて力を盡すことが宜しからうと考へる、從來の弊害はいかぬのでありますが、弊害のある例はいかぬのでありますが、之を適度にするならば從來の習慣を餘りひどく變化することなく、地方が適度の寄附をすると云ふことになりましたならば、自ら地方も亦その學校に對して親切になることであると考へる、例へば二百萬圓の施設で經濟を立てて居る所を府縣が假に其十分の一、即ち二十萬圓を三箇年に支出すると云ふが如き、決して是は重い負擔ではない、地方は一向苦しまずして出すことが出來るのであります、是等のことは從來の弊を改めると同時に適度の寄附を取ると云ふことは引受けられて宜からうと考へるのであります、又今日では地方の有志が寄附をすると云ふことは、從前に比べると餘程盛んに行はれるやうになつて參つたのであります、或は一人にして百萬圓の寄附をすると云ふやうな者も出來て來たのであります、併ながら是は各地方に通じて望むべきことではない、地方に依つて餘ほど趣が違ひませうが、併し今日の程度で云へば地方の有志の寄附と云ふものも相當に得られるのである、さすれば國立學校を地方に建てる場合に於て、其地方の團體、地方の有志家の寄附で創立費の半額、又は三分の一を出すと云ふやうなことは相當のことであらうかと考へる、此點に付て十分確めて置くことは、國家の財政の爲にも、地方の財政の爲にも必要なことゝ考へるのであります、過日豫算分科會に於て文部大臣に質問を致しました所が、政府の意見は全然私の述べる所と一致するのであると總理大臣の說明は或は言葉の足らぬ所があつたかも知れぬ、斯う云ふことでありましたが、是は餘ほど關係する所が重大であらうと考へますから、一應總理大臣より寄附に對する方針に付て確かな御意見を承りたいと考へる、まだありまするが、一つゝ伺つた方が宜からうと思ひます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　唯今の江木君の御質問に御答いたしますが、此事柄は大正八年の總豫算の始めて議場に現はれました折に確に阪本君と思ひますが、御質問があつて一應御答したやうに記憶いたしますけれども、當日江木君は恐らく御出席がなかつたでありませうかと思ひますから、重ねて明かに致して置きますが、從來高等學校其他を建設するに當りまして寄附に依りました事は御承知の通り、今回此唯今議せられて居る豫算に計上されて居る中に全部寄附のものがあります、併し是は甚だ好ましからざる事と考へます、併ながら斯樣なる方針を執つて寄附に依つて學校を建てると云ふことも實は財政上已むを得ぬより生じたので、一般經費より支辨いたすと云ふことは、一般の經費豐ならざる時は出來ないのでありますから、寄附に依つただと云ふことも實は已むを得ぬことであると察するのであります、併ながら斯樣に寄附に依りまして教育機關の完全を期することは甚だ不十分なることゝ思ひます、のみならず之が爲に多少地方の迷惑を釀すこともあるのであります、故に是等の弊を改めたいと考へまして、今回追加豫算を提出いたして居る、高等教育機關の擴張は、寄附を目的と致さず、公債借入金に依つて完全に機關を完備いたす事に計畫を定めたのであります去りながら、寄附を受くると云ふことも、必しも惡いことでないと考へます、其地方の困難を釀さず、又は個人の有力者の寄附するとか云ふことは、何等之れを受けて差支ないと考へます、唯國家に斯樣なる寄附を當てに致して教育機關の完きを期すると云ふことは甚だ好ましからざることでありますから、寄附を目的とせずして計畫を立てましたけれども、地方の困難を釀さず、又は個人の資力ある者が寄附をすると云ふことであれば、喜んで、之を受けて差支ないと考へます、其趣意を辯明いたしたことがあります、又地方の賦課、或は地方の地方債に依つて此寄附を致したこともないではなかつたやうに思ひますが、併し近年は內務大藏兩省の詮議に依つて地方の負擔に堪へざる所の縣債若くは賦課を許して其金を以て寄附をさせたことは近頃ないと思ひます、けれども負擔に假令堪へるに致しても斯樣なる手段で寄附を致させたなどゝ云ふ事はないのであります故に今回はそれ等のことを改めて寄附に依らずして公債借入金に依つて斯う云ふ機關を完うすることの計畫は立てましたけれども、併ながら地方の苦痛にならず、又は個人の資力ある者が寄附すると云ふことであれば、喜んで之を受けて國費の一部は之に依つて補ひを得るのでありますから、國家として喜ぶべきことであり、地方も亦斯樣なることに對して差支ないと考へますから、計畫は寄附を目的に致しませぬけれども、寄附あれば喜んで之を受けて其經費の一部を補ふ積りであります、唯奈何せむ寄附なるものは何程の寄附を受くると云ふ的確のものでありませぬから、未だ提供せざる所の寄附を目的として計畫は立てられませぬ、併し此計畫を立て、而して地方の苦痛とならず、或は個人の資力ある者より寄附することがあれば之を受けて國費の一部を補ふことに致したいと考へるのであります、此事は豫算委員會でも中上げたやうに記憶いたして居りますけれども、重ねて茲に御尋でありますから、明かに致して置く次第であります、

○江木千之君　大體了解を致したのであります、併ながら過日分科會で質問いたして文部大臣の答へられた所とは聊か齟齬して居るやうに考へられる、歸著する所は一つになるかも知れませぬが、唯今總理大臣の御答では政府は手を束ねて居つて自發的に金持が金を持つて來て突出して吳れるならば構はぬと云ふやうな態度に窺はれるのでありますが、地方有志の種々の教育に對する寄附は望むべきことである強制してはいかぬが、寧ろ奬勵すべきことであると考へる、褒賞條例の如きは公益の爲に寄附するものに褒賞を與へると云ふことになつて居るのでありますから、諸々見込を立て……過當な寄附は固よりいかぬと思ふのでありますが、相當な寄附は勸めても致させることは既往のやり方とひどい違ひはないと云ふことにもなる、地方に對する操縦上からも望むべきことであらうと考へるのでありますから、どうか文部大臣の御考は總理大臣の御考と一致して、相當に奬勵は加へられるやうなことになるやうに希望いたすのであります、次に伺ひたいのは此總豫算と追加豫算を照合いたしまして、さうして政府の計畫を見ますと、高等學校の如きは二十五校、國立で建つことになつて居る、斯の如き多數の高等學校が國立で出來ましたならば、新制度が望んで居るの所の縣立私立と云ふものは殆ど成立たぬ事になりはしまいかと考へるのであります從來高等學校と云ふものは國立に限ると云ふ法令がある、此法令は何等の理由に基くか私共は了解に苦しんで居つたのである、是が若し法律政治に關する學校であつて、或は一種の主義を以て教育することがありはしまいか、國家に危險を及ぼすやうなことがありはしまいかと云ふやうな種類の學校でありますならば、先づ兎も角である、高等學校の如きは、高等なる普通教育を授けるのである、必しも之を國家が自ら經營しなくても宜しいのである、無論相當の經營はしなければならぬが、官の一手販賣でやるには及ばぬ事柄である、縣立私立も許して、奬勵までして、やられて宜からうと考へる、今度の新制度は教育會議の決議に基いて縣立私立を認めて居るのであるが、今政府の計畫の如く、地方に二十五箇所、即ち全國府縣の半ば以上に國立で國が之を設置したと云ふことになりましたならば、殘る所は比較的資力が乏しい地方であるが、是が自ら高等學校を設立すると云ふことは到底望みのないことであらう、從つて此私學と云ふものも、之に壓迫されて設立せぬやうになりはしまいか、即ち新制度の望む所を達することが出來ずして、新制度は徒勞に終りはしまいかと云ふことを心配するのであります、政府の御考は如何でありませうか其點も伺ひたいと考へます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　唯今の御質問でありますが、高等學校の如きものは、公立又は私立で出來まする

事ならば無論それは差支ないのであります、又新教育令に於ても之を認めて居る、又政府の今回の計畫に致しましても、若し私立又は公立か高等學校が出來ますならば、二十五校と云ふもの丶內、例へば五つ公立私立で出來ますならば二十校を設立しても宜しいであります、併ながら私立公立が何れの時どの地方に出來るであらうかと云ふことを考へて見ますのに今日の所では何等見込のないことであります、何處に建つのであるか、誰が企てるのであるか、一向其計畫をも聞かず、何等希望も見えないのであります、然る以上には國家として國家に必要なるだけ必要とするだけの機關を備へる計畫を立てなければならぬのである、故に今回增設すると云ふ計畫の依つて生じたのであります、併ながら若しも私立若くは公立が出來ますれば、國費はそれだけ費やさずして濟むのでありますから、それが爲に今國の公債借入金の方案の中にも慥か左樣に規定してあつたと思ふ、唯如何せむ、何れの時、如何なる地方に公立私立が建ちますやら、全く未定でありますから、他日左樣なるものが生ずるであらうと云ふことを以て國家に必要なる計畫を延ばして置く譯には參らぬのであります、で必要だけの高等學校を建てることに致したのであります、決して之が爲に將に生ぜむとする私立公立を阻碍いたした譯でも何でもないのであります、併し遺憾ながら今日の所では私立若くは公立の高等學校を計畫して居ると云ふことは一向見えませぬ、此未定のものを當てに致しまして、必要なる計畫を延ばして置くと云ふ譯には參るまいと思ひますから、今日の計畫を立てたのであります、若し幸ひにして公立私立の學校が出來ますれば、無論それに讓つてそれだけの分は國費で建てることを見合はして宜しいのであります、唯今日は如何にもそれが未定であります、此未定のものを考の中に入れて計畫を完全に致さずに置くと云ふことは出來まいと考へて、此全部の計畫を致した次第であります。

○江木千之君　唯今總理大臣の御答でありますが、如何にも筋の立たぬ御返答ではないかと考へるのであります、見掛が付かぬと仰せられるのでありますが、內閣が成立して、何箇月になりませう、其間どれだけ御盡力になり、又新制度を發布せられて何箇月日でありませうか、實に僅の間でありまず此間に全國の公立私立が成立たぬ……成立たぬと仰せらるるが手を束ねて居つて成立たぬのは寧ろ當然ではないかと考へる、少しは御心配になつて到底新制度の期待することが出來ないと云ふ場合に於ては國立でやると云ふことなら誠に聞えるのであります、それが少しも御顧慮になる方法はなくしてさうして此に全國に二十五箇所と云ふものが國費を以て出來ると云ふ政府が計畫をなさつては迚も公立私立が頭を上げやうはないのであります、是は併し如何にも總理大臣として筋の立たぬ御答と考へますが、何分今日は時間が少うございますから別に御答へは願ひませぬで、尙ほ別の問題に付いて伺つて見たいと考へます、今日教育の上で最も心配いたして居る所のものは私立大學の處分でありますが、總豫算を通覽いたしても追加豫算を通覽いたして見ても、今日教育上難問として居る所の私立學校の處分に付いては、何等御計畫が見えて居らぬ、此の事に付きましては、臨時教育會議に於いても私立大學は出來得る限り、大規模のものは是れは別と致しまして、出來得る限り之れを合併させて、基礎を鞏固にするやうにして行つたら宜からう、私學と言ひ、官學と言ひ等しく國家の人才を養成するものでありまして、其の事業に於いては寸分の相違はないのである、不完全のものが建つて居ると云ふことは誠に國の爲めに困る、私共も常に此事を憂ひて居る、爲に甚だ私學の不十分を嘆じて、寧ろ私學を嫌ふとまで考へる程のことである、是は教育會議に於て種々評議の末規模の小さいもの資力の足らぬものは之を合併したら宜からう、勿論强制的には出來ませぬ、合併の爲に金が要るならば國庫から金を出しても惜むに足らぬではないかと云ふことを答申してある、尙ほ其他私學に付て完成を圖ると云ふ趣意が方針になつて居りまするが、更に是等に付ては何等御計畫がない、高等學校は內閣組織の日が淺いに拘らず公私立の成立は望みがないと仰せられますと、是はまだ御考の間がないのであるか、高等學校に對することはそれだけ機敏に御分りになるならば此の私學に對することも速に御發案になつて御施設になるべきことであらうと考へます、殊に此際は御內帑の御下賜金と云ふものが多額の御下賜金がある、四百五十萬圓の皇室の御歳費の二倍以上の御下賜金があるとならば、それは何の爲であるかと云ふと高等教育機關擴張改良の爲である、此多額の金圓の中を割いて此方に向けられたならば、私學の完成を期することも出來るであらう又私學と皇室との關係を益々親密にすることが出來るであらう、私學より成立つて此國家の上流社會を組織する所のものが出來、其もの等の思想、皇室に對する觀念が一層深くなると云ふことになつたならば、實に國家の……皇室の御爲め、國家の爲ではなからうかと考へる、此好機會に於て教育會議の決議があるに拘らず、此點に付ては少しも御考慮がないやうに見えて居る全く閑却されて居ると云ふ事は如何なる事でありませうか高等學校に對する設備などは僅の間に御方針が定まり寧ろ是は私立、公立の起るのを壓迫させやせぬかと云ふ御計畫あるに拘らず此私學の方面は全く閑却されて居る、幸に皇室の御下賜金もある事であり、何故に之を官學私學を通じて陛下の一視同仁の思召の貫徹するやうに御取計ひにならぬと云ふ事でありませうか、是は不審に堪へぬのでありますから一應御意見を承つて置きます。

「國務大臣原敬君演壇に登る」

○國務大臣(原敬君)　唯今の御質問に御答へする前に一言いたして置きたいのでありますが、私立公立の高等學校のことでありまするが、政府は何等の處置を取らずして、出來ないと斷定すること甚だ不可なりと云ふやうに承りましたか、無論別段に公立私立を促したことはありませぬ、併ながら如何なものでございませうか、公立と致せば地方費其他に依らなければならぬ、隨分地方費は今日は困難であります、此費用を以て高等學校を建てると云ふことは隨分困難であらうと思ふ、又私立であります、非常に富んで居る者が寄附でも致すと云ふことなら格別であります、然らずとして方々から金を集めて私立の高等學校を造ると云ふことは如何なものでございませう、隨分是も困難なこと丶思ふのであります、併ながら此困難あるに拘らず私立公立が出來まするならば是は國家で必しも其分は建てなくても宜いのでありますから、見合せて宜しいのであります、けれども今日左樣なる計畫は未だありませぬ、故に將來は起るか知れませぬが……

○江木千之君　ちよつと申上げます、私の御尋ねするのは、東京府下にある此大きな私立大學などに付て御尋したのである。

○國務大臣(原敬君)　それを御答する前に先刻の御質問に對して足らざる所を補つて置きます、故に今まで此計畫を生ずるや否や不明なることを考の中に入れて高等學校の計畫を見合せて置くと云ふ譯には參りませぬから、全部必要なるだけの高等學校增設の計畫を致しました、而して如何にも困難でありませうが、若し生ずるならば、私立若くは公立の高等學校が出來まするならば其分は政府は見合せて宜しいと云ふ趣意であります、此趣意を明にして置きたいのであります、それから東京府下に於ける私立學校のことでありますが、是は固より私立のものである、政府の意見の如く合併、其他出來得るものでないと云ふことは無論である、併ながら此私立の學校に極めて完全なるもの、不完全なるもの種々でありますが、兎に角にも我が教育機關の完備せざる時機に於て、是は私立學校が國家に貢獻いたしたることも少からぬ故に、何とか是は相當の方法を以て此私立學校を引續き繼續いたすのみならず、尙ほ發展の途があるならば發展させたいものと希望いたして居りますが、今日具體的に斯樣に致すと云ふことは茲に申上げる程に纏まつて居らぬのであります、而して御下賜金を是に振向けたら宜からうと云ふやうな御說もありましたが、是は左樣には參りませぬ、御下賜金のことは今回新たに計畫せられました所の高等機關の擴張に向つて下賜せられたのでありまするから、私立公立のみならず國家の立て丶居りまする所の既設學校にも此費用を向けないであります、全く新に計畫いたして擴張する所の高等機關の費用に賜はつたのでありますから、既に立つて居る所の費用に、私立であつても公立であつても之を向けると云ふことは御下賜金のありました御趣意ではないのであります、故に是は高等機關の擴張に當然使用いたすのが適當である、御沙汰の御趣意も其處にあると了解するのであります、併ながら私立學校のことは是は他に方法を考へまして今日地租免除の法案等も提出いたしましたが、是は一小部分のことでありますけれども、兎に角私立學校も相當の貢獻を國家に致したものでありますから、是が非常なる衰頽を釀し若くは發展の出來兼ねると云ふことは甚だ遺憾に存じます、是は別に考案いたすと云ふことに付きましては政府は躊躇は致しませぬ、考へつ丶あるのであります、是はどうか高等機關の完備を期すると云ふこと丶は全く別問題であると云ふことに御了解を得たいのであります。

○江木千之君　別に、國家が金を出して私學を十分のものにすると云ふことは私唯今御尋ね申した趣意ではないのであります、私は此皇室の御下賜金を分つて私學にも與へ、私學をして此聖德の渥きに感泣せしめむと云ふのが私の御尋ね申す趣意であります、別に國が金を出して助ける、是も宜いでございませうが唯の金よりは皇室の御下賜金を私學にまで及ぼして彼の思想上に皇室に對する觀念を益々深からしめやうと云ふのが私の考で御尋したのであるが、總理大臣は屢々衆議院に於ても思召である、御趣意が斯うであると云ふことを申されるやうでありますが陛下は高等教育機關……廣く高等教育機關の擴張に對して御內帑を御下賜になつたものと考へる

「議長公爵德川家達君議長席に復す」

固より政府は之を官立學校に限つて經營したかも知れぬと思ふのであります、併ながら陛下は帝國議會が其權能に依り政府の提案を審議する修正もすれば變更もすると云ふ事は飽くまで御承知であらせらるゝ事である、其計畫に對して內帑金を賜はつたならば議會が是は折角の聖意の有難い所を私學にも公學にも等しく此聖德に感泣さすやうにしたいと云ふ考を以て是が修正を述べると云ふ事は何等の差支のない事である、御內帑金の御下賜のあつた豫算計畫は議會の意嚮を少しも束縛するものではないと考へる……各種の高等學校が均霑するやうにありたいと考へるのでありまするが、總理大臣は思召思召と云ふ事を繰返されますが、是は少し私は御遠慮になりたいと希望するのであります、天皇は神聖にして侵すべからす指斥言議の外にありと云ふことが我が憲法の立て前であることは申すまでもないことである、然るに斯の如き御言葉が度々出ると思召に論及せねばならぬやうなことになるが、即ち指斥言議の外にありと云ふ立て前に背くことを憂へるのであります、此點はどうか總理大臣には屢々御繰返しにならずして政府の提案は我々は憲法の與へられた權能に依つて修正も出來、變更も出來る譯でありますから其權能を有つて居る議員が質問を致すんでありまするから、どうか總理大臣の御答を願ひたいと考へるのであります。

「鎌田榮吉君「此事に付きまして……」と述ふ」

○議長（公爵德川家達君）　鎌田君は何ですか。

○鎌田榮吉君　矢張り唯今の江木君の御質問に關して……

○議長（公爵德川家達君）　幾ら關聯して居つても通告順に依りますから暫く御待ちを願ひたい。

○鎌田榮吉君　併し江木君と總理大臣との唯今の應答に付きまして總理大臣の御言葉の中に少しく私が意味が取れませぬから……

○議長（公爵德川家達君）　それは後で願ひたい。

「國務大臣原敬君演壇に登る」

○國務大臣（原敬君）　唯今江木君の御質問でありまするから御答いたしたのですが、議院の議決權のことには私は何等觸れて御答いたしたのではありませぬ、併ながら此御下賜金のありました御趣意は高等機關擴張の計畫のあることを聞食されまして之に賜はると云ふことに相成つたのでありまするから、此以外に用ひることは出來まいと私は解釋いたして其事を申上げました、併ながら別に私立學校其他に御下賜金があると云ふことでありますれば無論有難く拜受いたすべき筈と思ひまするけれども、此御下賜金は斯樣なる御趣意に依り賜はつたのであると私は考へまするのであります、是に既に先般文部大臣が御沙汰書の全文を朗讀いたしましたので御間違はなからうと考へまするけれども、若し私の答辯が何か誤解を生じたやうなことでありまするならば、私は唯今申上げました如き趣意で御答いたしたと云ふことに御了解を得たいのであります。

○江木千之君　唯今の點は此以上繰返すことは好みませぬから是に止めて置きます、次に伺つて見たいのは昨年貴族院が國務上に關する意見が多々あるに拘らず單に一の箇條を擧げて熱誠を以て政府に建議を致したことは即ち工科理科大學の擴張のことであります、戰爭中に於てはなぜ我國は工科理科の教育に今少し力を入れなかつたであらうか、如何にも遺憾なる事であるが併し今後の國家の盛衰存亡は殆ど此工業なり、工科の學問の盛衰に依るのである、一日も之を忽せにする事は出來ないと云ふ事で、他の事には及ばずして、單に此事を提げて熱誠を披瀝して政府に建議を致したのであります、今日は戰爭は終局を告げましたが、まだ喉元過ぎて熱さを忘れると云ふ程の場合ではないのであります、政府は多少の經費の增加は東京の大學に向つても計畫して居られるのでありますが、併し總豫算、追加豫算を通じて考へて見ると法科の學生の如きは現在官立だけで八百人のものを更に八百人增加して千六百人にすると云ふことになつて居る、工科の如きは全く比較にならない、加之臨時教育會議などは頻に學校利用と云ふことに付て政府に意見を述べて居るに拘らず、學校利用の點に付て一點の計畫もないのであります此頃は外國人が參つて帝國大學の側を通つて夜暗いのに驚いたと云ふことである、斯の如き大學を幾つも立てるのは設備の點等に於て非常に金を要するでありませうが、現在のものを利用して、即ち學校利用と云ふことをすれば僅の經費を增して出來ることである、收容力は餘程殖えるのでありますが、其事も全く閑却されて居る、さうして法學の方は此上之を二倍にすると云ふことになつて居る、私が各國の統計を調べて見まする所では法學生が大學の學生の何割を占めて居るかと云ふことを見るのに、獨逸の如きは大學の學生が百人に付て法科の學生が二十五人あるのである、併し此二十五人は哲學とか經濟學とかの學科などもあるから、獨逸の二十五人はもつと餘程殖えるであらうと云ふことを文部の專門家が申して居りますで、或は多少殖えるであらうと思ふ併し大差はない、各國も大同小異であつて、世界に於て法學の學生が最も多いと稱せられて居る所の佛蘭西では、大學の百人に付て殆ど四十人居ると云ふのが、是が世界中で最も法科の學生が多い評判の所である、然るに我國の統計を案じて見ると、東京には十幾つの私立大學があつて法律政治を教へて居る之を官學と合せて計算して見ると、大學の學生百人に付て七十五人が法科の學生と云ふ事になつて居る世界で評判のある佛蘭西は百人に付て四十人、我國は七十五人までが法科の學生と云ふことは實に驚かざるを得ぬのであります、獨逸は百人に付て二十五人、之を全く引つくりかへしたやうな統計になつて居る、此上に又法學の方で現在八百人の生徒を更に八百人殖やすと云ふ計畫を爲すつて其計畫をしながら工科の教育に付ては實に僅かばかりの計畫を立てられたに過ぎない、殆ど比較にならぬと云ふ有樣でありまするが、是は學制の大本を誤つて居るものではないか、本院が昨年熱心に建議をしたのは、實に今後の大勢に付て觀察して見ると工業教育の盛衰が實に國家の存亡に關する大事なことで一日も措くことが出來ぬと云ふので、昨年は他のことは投つて置いて、專ら此事に力を盡して建議を致したのでありますが、本員はまだ喉元過ぎて熱さを忘れると云ふ考へになつて居らぬのである、政府はどう云ふ考へで此際高等教育の施設に付ては大金を投じて、先づ大段落が付くと云ふ大計畫を立てられる際に於て、此點が閑却されて居ると云ふことは如何にも不審に堪へぬのである、政府の學制に對する大本に付て一應承はりたいと考へる。

「國務大臣原敬君演壇に登る」

○國務大臣（原敬君）　唯今の御質問は何か法科を盛に致して他の理工科を閑却したと云ふやうなる御質問に聞えましたが、今回の計畫は左樣でありませぬ法科の足らざる所の綜合大學に年々法科を加へるのはありますけれども、理工科、醫科、又は他の者になりますれば大學ではございませぬが、商業工業等にも及びますが、それは暫く措きまして理工科を閑却いたして置くと云ふ事は今日の計畫では私共左樣に考へて居らぬ又計畫は決して法科のみに重きを置いて其方の擴張だけ致したのではないのであります此計畫の內容は追加豫算の方に掲載してあると記憶いたしまするが、尙ほ御尋ねでありますれば當局大臣より申しても宜しうございます、決して今日の計畫は法科のみに重きを置いて理工科を閑却いたすと云ふ實績はないのであります、左樣御諒承を願ひます

○江木千之君、さう云ふ考へがないと云ふ唯御答でありまする以上は、此以上御尋ね申しても効のない、詮のないことゝ考へます、まだ他に御尋ね申したいこともあつて一點書きまして參つて居りまするが一人ばかりで餘り時間を費すことを恐れますから茲に私の質問は止めます。

○議長（公爵德川家達君）　西久保弘道君。

「西久保弘道君演壇に登る」

○西久保弘道君　私は三點に付て短簡に質問を致したいと思ひます、第一は教育のことであります、併し唯今の御尋とは方面が違ふのであります、第二は恩給のことであります、第三は衞生のこと、此三點に付て聊か質問を致さうと思ひます、第一教育のことでありますが、現內閣は教育に付ては非常の熱心で種々の計畫施設をなさるやうであります、從つて之に對し莫大な金を要する、爲に色々の遣繰をなさるやうであります、さう云ふ譯でありまするから私は一面に於きましては從來の教育に關する經費は出

來るだけ節約して、削るものは削り比較的要らないものは止めると云ふやうになさるのが當然の事だらうと私は考へるのであります、然るに豫算を見まするに、さう云ふ跡が少しも見えないと云ふことは、私が頗る遺憾とする所であります、私が特に今日質問しやうと思ふのは彼の陸軍幼年學校の問題であります、是は是までも本院の問題になつたこともあるのです、現に委員會で阪本君から質問があつたのでございます、併ながら其當局者の答辯が私は滿足することが出來ないので、阪本君の質問に對して文部大臣は曰く、是は特別だから陸軍に任せて置くと云ふやうなことで、文部大臣は或は陸軍の幼年學校は御承知ではないかも知れませぬ、又或は行かれたこともないかとも思はれます、特別なことは何でもない、中學程度で普通學を教育する所なんです、何にも特別ぢやない、強ひて特別と申しましたならば、一般から募る所の候補生は、十二月に這入つて隊に一年居るのに、幼年學校から這入るのは途中から這入る、以前は六月に這入つたやうでありますが、今は五月かになつたやうに記憶して居ります、それだけが違ふのです、併し是ほです、幼年學校が果して必要にした所が、さうせなくても、宜いことなんで一般から中學程度の者を試驗して隊に入れる時分に幼年學校の者を其時に入れゝば宜しい、中央幼年學校の期限を、二年の所を一年半か一年五箇月にすれば宜い譯なんです、それだけを除いたならば中學程度の……何も特別ぢやない、それは成程陸軍將校にする所ですから、何か馬に乘せるとか、何か其他の必要なことを中學よりもやることはありませうけれども、それは後でも出來ることで、問題にならぬことだと思ふ、阪本君の質問に對して又陸軍大臣は、幼年學校生徒は成績が好い、それは幾分か好いだらうと思ふのです、中學校は多い所は普通中學は七百人も收容して居る、尠くも五百人、是は程度が五百人でありましたが、文部省の方針は五百人かと思ひましたが、從來澤山入れて居る土地は特別に許して七百人も收容して居る所があります、地方幼年學校の如きはどうでありますか、確か四十人づつ募る、三箇年で百二十人、さうして澤山な金を掛けて居る非常の贅澤なるものなんです、丁度家庭教師を雇うて、特に教育して居る位のものなんです、少し位は成績の好いのは當り前だらうと思ふ、けれども私は一面に或は子供の時から鑄型に入れる、非常識なる人間を養成しはしないかと私は考へる、隨分私などは永い間田舍に役人をして聯隊區司令官其他の人に接觸しましたが、隨別斯う申しては何ですけれども非常識なる人があるやうです、併し是が必ず總てが幼年學校出身とは申しませぬ、併ながら子供の時から鑄型に入れて斯う云ふ教育をすれば、さう云ふ人が益々殖えやしないかと私は杞憂に堪へぬのであります、それは兎に角私が陸軍大臣に御尋したいのは果してです、此幼年學校と云ふものが、無ければ、陸軍と云ふものは成立たぬのであるかどうであるか私は是が質問したい、幼年學校と云ふものが無ければ陸軍が成立たぬ、外から募る候補生だけでは、迚も陸軍が維持出來ないと云ふのであるかどうか、顧みて海軍を見て御覽なさい、陸軍大臣の御隣の海軍の方ではさう云ふものは無いのだ、無いどころではないと、私の記憶違ひか知れませぬが、私が子供の時分に、幾らも友達などが海軍に這入つて居つたが最初は幼年學校的のものが私は海軍にあつたやうに思ふ、それを海軍が廢せられた、さう云ふ場合に陸軍は、昔一つあつた三年制度の幼年學校を擴張して仕舞つた、大阪、名古屋、熊本、廣島、仙臺、五箇所に地方幼年學校を置いた、海軍が廢するやうな時……さうして東京に中央幼年學校を置く、けれども實質に於てはです、東京に中央幼年學校があり、元の六鎭臺、前に申した所に東京を加へて、東京では中央幼年學校の豫科生と申して居りますが、實質に於ては元の六鎭臺のあつた所に、三年制度の地方幼年學校を置いて、其上に二箇年制度の中央幼年學校を置いて、丁度中學程度なんです、で私は寧ろです陸軍よりも海軍が私は斯う云ふ幼年學校的のものが必要ではないかと云ふ考が起るのです、普通から考へますと……何故ならば人間は陸に住んで居るのだと云ふことは、是は一體不自然、餘程の練習を要す陸軍に育つて居る者を海の上で働け、海の中で働ける、丁度海に生活して居る魚を陸に揚げたと同じことだ、それは成程今日は陸軍も鳥の稽古もせにやならぬで、空を飛ばにやなりませぬが、是は海軍も同じこと、詰る所は陸軍は自然的の事をやつて居る陸で生活して居るものが陸で仕事をする、海軍は陸で生活して居るものが魚の眞似をせにやならぬ、非常の練習を要するだらう、是であるから幼年學校的のものが寧ろです、決してそれでも海軍がやつて御出でがないのに御勸めはしませぬが、陸軍よりも海軍の方が比較的必要ではないかと私は考へるのです、現に其證據には陸軍は歩兵は二年、特科兵でも三年です、水兵はどうです、志願兵は是は別ですけれども、徴兵に取る兵は四年、是は實に氣の毒で、まあ陸軍の歩兵と云ふのが大分取られる、そいつが水兵に取られると四年、倍取られるのです、皆實は泣くのです、餘談ではありますが、それ位に水兵ですら陸軍の歩兵よりも倍の年度がある、之に依つても海軍と云ふことは不自然なことをせにやならぬから、詰り魚族の眞似をせにやならぬから、大に練習を要すると云ふことは、此一事で徴兵の向うが永い、陸軍が少いと云ふ點からでも私は解るだらうと思ふ、是は爭ふべからざる事實である、海軍大臣に私は別に問うたことはありませぬが、私が海軍大臣に問うたらば、屹度斯う御答になるだらうと思ふ、まさか陸軍に幼年學校があるから、必要はないと言はれますまい、海軍は是で我慢して居るんだと屹度言はれるであらう、それでは海軍では必要でないのではない、我慢して居られるとすれば、私に言はしむれば海軍で我慢して居られるに陸軍で我慢が出來ぬと云ふことは、私は嘘ではないかと思ふ、それでは海軍が我慢した爲に、何か缺陷が生じて居るか、言葉を換へて之を言へば海軍が陸軍に對して不完全な所があるか、總ての成績が海軍は陸軍に劣つて居るかと云ふ問題であります、是は私に言はせると海軍が總て陸軍より優つて居ると云ふことは言ひ得ませないでも、海軍が陸軍に總ての點で劣つて居ると云ふことも亦言ひ得ないであらうと思ふ、誰が眼から見ても日本の陸軍と日本の海軍は公平な眼を以て甲乙ない、同一の程度だと言ふのが一番公平な私は觀察だらうと思ふ、さうすると陸軍はそれは陸軍の經費から言つたならば、僅かの經費、幼年學校の費用は又全體の教育の費用から言つても僅の費用でありませう、併ながら海軍の我慢の出來る費用、一面から言へば、無駄と言つては語弊があるかも知れませぬが比較的海軍に比較して見れば、要らぬ、海軍のことを考へましたならば、詰り是は比較的不必要なものと言つても宜からう、要する金こそどれだけでも使はなければならぬけれども、比較的要らない金は私一匣でも投じたくはないのであります、殊に私は外の大臣と違ひまして、今の現陸軍大臣は局長時代から既に大臣の……山本權兵衞伯と同樣に局長時代から大臣と言はれた敏腕の御方である、其人が海軍の我慢するのを我慢が出來ぬと云ふことは私は「サーベル」に對しても出來ぬことでないかと云ふ、願はくはどうぞ敏腕なる陸軍大臣は……私は今日だと思ふ私は外の人には斯う云ふ希望は述べませぬ、現陸軍大臣、所謂敏腕なる陸軍大臣にして初めて此大改革が私は出來やうと思ふ、丁度昔丁髷を結つて居つた其丁髷を斷る斷髮の令が出る時分は大變騷動が起つた、又侍は二本差して居つた、廢刀令が出たら、矢張り騷動が起つた、併しもう是がどうでせう、今日貴衆兩院の議員は名譽の地位であるから、頭を結へと言つたら、それこそ衞生上大問題、貴衆兩院議員は兩刀を差せ、今頃あんなものを差せと言うたら、それこそ人權問題で、大騷動です、併し以前は斯んな馬鹿げたことにすら大騷動が起つた、それだから理の當然であるやうなことでも改革するには大變腕を要するから、私は此必要ないと思ふ此幼年學校を改革するのでも普通の人では出來ませぬ、私は田中大臣に期待することが至つて大なのですから、どうぞ田中陸軍大臣時代に早く之を廢止されむことを私は切に希望いたしますが、田中大臣は果して之を廢止する……私の今言うたのが筋途が立たなければ、私は引込みますが、若し私が言つたことが筋途があると思ふならば、どうぞ敏腕なる其腕を以てどうぞ此幼年學校を廢止して、海軍同樣に致して戴きたい曩に陸軍の候補生の旅費と手當を支給して、海軍將校同樣にしたいと云ふことがあります、金を取ることばかり統一しなくても、海軍は幼年學校を置かずに、幼年學校に對する費用は一文も無いのであるから金を取るのみ競爭しないで、金を取らない競爭もして戴きたい、敏腕なる人は金が無くても働けると思ひますから、田中陸軍大臣は果して之を改良する詰り改良と云ふより、寧ろ此中央幼年學校、又は地方幼年學校を廢止する御覺悟があるや否や、それから此點に付て私は總理大臣にも御尋したいのは、總理大臣又は文部大臣に御尋したいのは、總理大臣も文部大臣も非常に熱心で此教育のことを計畫、教育に關して計畫施設があるやうであります、それで澤山な借金もする、隨分借金をして教育をすると云ふことは、私などはとんでもないことだと思ひますが

話が長くなるからそれは別に私の質問の趣旨ではありませぬ、併ながら隨分澤山の借金もし、是までも例にあつたけれども、今度のやうに各地から澤山の寄附を募り、又甚多いことでありまするが、先刻江木君から色々御話になつた莫大なる御下賜金を頂戴して之を教育費に充てると云ふやうな譯で、一面から考へれば非常に御熱心の程度が思ひ遣られる、其熱心に對して私が御願したいのは、どうぞ果して眞心を以て此教育をなさるならば、唯金を使ふばかりが能ぢやないから、隅々までも要らないものがあるまだ他にもあらうと思ふ、私の今言つた幼年學校の如きものはどうしても私は不必要だと思ふ、どうぞ陸軍大臣を督勵して、一面は大變金を使つて種々の施設計畫を爲さるならば、どうぞ陸軍大臣を督勵して此費用を減ずると云ふ一文の金でも費用を減ずると云ふ事を、殊に教育に關する費用を減ずると云ふことを一體御覺悟になる方が私は當然だと思つて居りますが、それに付ての御覺悟は如何でありませうか、是が第一の質問、それから第二には恩給、恩給と云ふが特に文官恩給であります、大陸戰爭の餘波を受けまして物價が非常に我國でも上つた爲に官吏等、一定の收入……一定の收入と云ふが、澤山の收入があれば宜いのですけれども、一定の收入と云ふが、少しの收入なんです、それに衣食して居る者は非常の生活難に襲はれて居る、で之に對して前内閣も前内閣時代からの計畫でありますが、官吏に對して臨時手當を支給する、是は最初前内閣は極く下の方でありましたけれども、現内閣になりまして今度は範圍を擴めて、俸給の高い者にまで之を及ぼして臨時手當を支給すると云つて豫算に上つて居る、是は私は至極同感な事で、之に對して贊成するに私は躊躇は致しませぬ、それから又今特別委員會に付して居りますが、地方税の制限を緩める、直接國税の附加税の制限を擴張する、それで同府縣の官公吏、吏員、學校職員、市區町村の公吏、吏員、教員と云ふやうな者に對して、總計四千餘萬圓の金、是で矢張り國庫の官吏同様に臨時手當をやらう、是も已むを得ざる譯で、私などは同様矢張り贊成に躊躇せない譯であります、併し私が非常に遺憾に堪へないのは、是等現職の者に對しては非常に御心配になつて前に申した通りの恩給がありますが、恩給……今日恩給に衣食する者に對して少しも顧られぬ、是が私がどうも洵に遺憾とする所であります、で全く恩給のみに衣食して居る、詰り今日の官吏の……元官吏であつた人の狀態は實に悲慘なことであります、例へば奏任官の一番最高給は幾らであるかと云ふのに三千圓、其三千圓を貰つて居つて今恩給に衣食する人がどうである、文官の恩給は四分の一が最低限で書高限が三分の一、三千圓取つて居る者が四分の一から三分の一まで貰つて、少い人が七百五十圓、多い人は千圓である、是がどうでありますか、今日家賃を出し、米を買つたらば、家族が何所だつて四五人はあるでせう、五人としまして、年額七百五十圓から千圓までのものであるなれば、家賃を出し、米を買つたらば、跡は無くなるでありませう、今日米の高いのに……さうしたならば著物を著ることも出來なければ、副食物を得ることも出來ない、實に悲慘の極と思ふ、處が今私が例に引いたのは、是は餘ほど宜い方、殆ど一番、高等官三等と云ふ職に居つた人、其以下の人はどうでありませう、家賃も拂へない、米代も拂へないと云ふ境遇である、況や著物を著るとか、副食物を得ると云ふことは容易なことでない、一體今日官吏は俸給は少いので、少し良い者は會社に逃げて仕舞ふ、それが恩給を貰ふやうになれば、少し行けると云ふことであれば、今若い時分は我慢をして奉職もしませうが、今現職に居つても苦しい、それが今度老を養ふと云ふ場合に恩給を貰ふと云ふのに、其恩給は家賃も拂へない、米代も拂へないと云ふことであつたならば、何を樂みにして居つて官吏をしませう、況や老後の樂みでもあれば少しは我慢もしませうが、恩給では渇れにやならぬ、それから私はどうも現職に居る人に手當を五割やると云ふことならば矢張り恩給に衣食する人にも同じ事にならなければならぬことゝ思ふ、詰り四分の一、三分の一までの程度の最初の極めが四分の一から三分の一までもやれば、所謂老を養ひ、さうして一面は官吏であつた面目も保つことの出來る考であつた、併しそれは今日は私は其四分の一から三分の一までが宜いと云ふ決して考へがないのぢやないので、武官の恩給も改正になる、まあ少し程度を上げると云ふことは必要でありますが、唯其最初の制度から言つて四分の一から三分の一までならば、どうか老も養ひ體面を保つことが出來ると云ふ考であつた、それを現職に居る人は三倍か四倍か取つて居る、其人ですら五割増さなければ飯が食へない、生活が出來ないと云うて五割を増すのだ、三倍四倍ある者ですら……多いのは幾らか餘裕が付く、三倍四倍を現職で取つて居る者が衣食が出來ないならば、それに三分の一四分の一を以て居る者が此物價の高い、家賃の高い、總ての物が高いのに、どうして遣繰が付きませう、少くとも應急手段として私は矢張り同様五割をやるのが私は當り前のことでないかと思ふ、幸に決算委員會で私は藏相に質問しました所が、まあ考へて折角調査中で、來年は出すんだ、けれども、そんな暢氣な實はことぢやない、今正に渇れつゝあるのだ、此の點で私は總理大臣に……大藏大臣は此の間決算總會の時に承りましたから、總理大臣に將來此の恩給に付いては率も增して貰はにやならぬが、應急の手段として、來年と云ふ事を言はずに、現職の者同様に相當の臨時手當をやると云ふ事が私は御考があつて然るべきだと思ふが、さう云ふ御考が有るか無いか若しさう云ふ御考が無いとしますれば詰り斯う云ふ結果になるだらうと思ふ使ふ時分は使ふが使つて仕舞へば乞食にならうが野たれ死なうと構はないと云ふ事になるだらうと思ふ現に今全く乞食になり野たれ死にして居る私が此間決算の委員會であの質問をしたと云ふので、私の手許に全國の恩給に衣食して居る者から數百通の手紙が來て居る、感謝狀が來て居る、此一端を以て見ても恩給者が貧苦に泣きつゝあるかと云ふ事が分ると思ふ此間米の騷動がありまして、大分兵まで動かすと云ふことでありましたが、私の考ではあれは本當ぢやなかつたらうと思ふ、あれは詰り野次馬……勞働者が今まで一圓の給料……賃銀貰つて居つた奴が三圓貰ひ五圓貰つて、甘い酒を飲む、そいつが何だかちよつと調子に觸れて醉拂つた勢ひであゝ云ふ野次馬をやつたのだ、其證據には裁判所に御聽になると分るが、中には米の相場を知らない、私などでも米の相場は確に知つて居る、それがあの暴動をやつた者が一升幾らするか知らない、それが酒に醉つ拂つた奴が野次馬なんだ、眞の眞面目の者で恩給に衣食して居るやうな者は、粥が啜れぬでも渇しても、血の涙を出しながらも、あゝ云ふことはやらない、併し愈々喰れなくなつたらどうなるか知れぬ、私は常に思つて居りますが、大變な騷動の起ると云ふものは何時でも麵包の問題とくつ付いて居る、理窟で騷動は起らない、麵包に渇して居る者を理窟を言ふ者が利用して騷動を起すのである、今日はまだ血の涙を出し、渇しながらも我慢をして居りますが、是が愈愈いけなくなつたら大變な問題と思ひますから、總理大臣に之に對してどう云ふ御考であるか、私の今申したことは恩給でありますが、扶助料に付ても詰り同様のことであります、第三に衞生のことであります、是は世界風と云ふ、俗に流行感冒と云ひますが、私は流行感冒でなからうと思ふ、醫者ですら能く流行感冒で傳染します、全く傳染します、隨分是の爲に犧牲になつた人は多い、此風の爲に斃れる人は非常の數で、世界の大戰では御承知の通り非常な戰死者がありましたけれども、此風が戰爭と同様の年數を續けば、それ以上だと言つた位我國でも一家全滅した人は新聞で見たゞけで、亦我々知つて居る人で一家全滅した人は澤山ある、だから我々の知らない者、又新聞に書かない者で一家全滅した者はどれ位あるか知れない、或る部落の如きは部落が全滅したと云ふ所もあります、又現に此貴族院の同僚にして此風に冒されて死した方も澤山ある、衆議院も其通り、海陸軍の軍人にしても此風に冒されて死んだ人が澤山ある、知名の教育家にしても澤山ある、知名の實業家にしても澤山ある、兎に角是の爲の犧牲と云ふものは容易ならぬことなんだ、然るのに内務省は之に對して何等の計畫施設もないやうであります、唯一片の注意書位を各府縣にやられたやうなあんな手緩いことでは迚も行けることでは私はなからうと思ふ、以前は八種傳染病と言つたが、今は十種傳染病となつて居るやうでありますが、此傳染と云ふことは、是は何人も疑ふことではなからうと思ふ、學理から言うたら色々問題があるでありませうけれども、實際傳染するので、何故之を十種の中に加へて十一種傳染病として是が取締を爲さらぬのであるか、實は是が今年で終るものなればまだ宜いが、來年も亦出やしないかと思ふ、併し誰だか私の知つて居る醫者で斯う云ふことを言うた人がある、是は戰爭の後では斯う云ふことがあるが、なに來年は大丈夫だと云ふことを言つた人があります、是は併し私は當にならぬと思ふ、幸にさう云ふ風なら宜いですが、若しさうでなければ迚も斯んな風にして居つたら來年は我々も其仲間入をせなければならぬ諸君も御同様だらうと思ふ、どうぞ此點に付てどう

云ふまだ表面に現はれはしませぬが、何か調査して居られるのでありますか、（何時か私は丁度此衞生に關係のある人に斯んなことを抛つて置いてはいかぬぢやないかと云ふたら、それはさうだけれども大變な數だからと云ふことを言つた人がある、けれども是は私は大變だと思ふ、大變な數だから抛つて置けない、大變な數だからしてどうも手が著けられない私はさうぢやない、少し位なら世の中には色々なものがあるのだから、それは我慢が出來るけれども、澤山であるから是は抛つては置けない、大變考か違ふやうに思ふ、或は內務當局者もそんなやうな考を有つて居られはせぬか、それでは飛んでもない間違ひ、之に付てどう云ふ御考があるか、まだ發表はしないが、最早發表する機になつて居る、之を十一種傳染病として取締るやうな計畫でもあるかどうか、是だけを私は質問いたします。

［國務大臣田中義一君演壇に登る］

○國務大臣（田中義一君）　唯今西久保君より種々幼年學校のことに付て御注意もありました、私としては遺憾ながら御同意を致し兼ねます、我慢が出來るかと云ふ御尋ねであります、國軍を強くすると云ふことが私の本領であります、國軍を強くすると云ふ上に聊かたりとも缺陷があると見れば私は我慢が出來ない、斯う申さなければならぬ次第であります、又成程幼年學校出身者は聊か偏狹と云ふことは免れぬかも知れませぬ、或る一部分のものは……併し是は又教育の方法改善に依つて除することが出來るであらうと思ひます、全體に於て私は軍人には矢張り軍人の氣質のあることが宜からうかと思ひます、餘り軍人が社會化すると云ふことは如何なものでありませう、丁度商業家には商業家の氣質が必要である工業家には工業家の氣質があるのであります、併し幼年學校の者だけ氣質があつて、中學校の者にはないと云ふのぢやありませぬ、併し比較的の問題でありまするが、兎に角幼年學校出身の者は其點に於て軍人として一日の長のあるものだと考へて居ります去りながら今日の將校養成の仕方は今日の儘で宜しいかと云ふ御議論になりましては、是は私も一つの意見を有つて居ります、今日でも研究を致しつゝあります、是は幼年學校の事柄も亦士官候補生の養成の仕方にも、（其他教育の方法にも亘つて今日は廣く研究をさせて居ります、他日之を御參考に供するやうな機會もあらうと思ひますが、私は遺憾ながら幼學校を今日廢すると云ふことの考は有つて居りませぬ、寧ろ此教育の改善をして幼年學校出身者として聊かでも非常識だ、偏狹だと言はれるやうな事柄を彼等から取去るやうに致したいものだ、其方に努めると云ふことに研究を進めつゝある次第でありますどうか左樣御承知を願ひます。

［國務大臣原敬君演壇に登る］

○國務大臣（原敬君）　西久保君から恩給のことでありますが、恩給を受けて居る者の窮狀は色々私も承るのであります、併ながら是は其時の法律に依つて受けて居る恩給でありますから、已むを得ぬ場合もあらうと思ふ、併ながら困難を致して居る者を何とか救恤することは出來ないかと云ふことは、出來得るならば是はやつた方が宜しいのでございます、併ながら今日の財政では現に職を執つて居る者に五割ばかりの平均を以て臨時手當を與へるにしましても六七千萬圓の金を要するのであります、既に恩給を受けて退隱いたして居る者にも更に生活に困らぬやうに臨時手當を與へると云ふやうな事は、今日の財政では到底むづかしいことであります、故に恩給を受けて居る者は成るべく元相當に職務を執つた者でありますから、困らぬやうに致したいと云ふ其情愛に於ては是は何とか致したいものでありますけれども、今日の財政上俄かに左樣なることは實行が出來兼ねるのであります、蓋し財政の狀態を知つて居る者は……恩給ばかりに非ず色々なる點に於て今少し國家の恩惠に浴したい者がありませうけれども、遺憾ながら其儘に致して居ると同樣に、既に恩給を受けて既に退隱いたして居る者にまで相當の額を給して困難のないやうに致さうと云ふことは、私は今日の財政上到底不可能であります、他日又相當の途の付きました時には、それは無論何割を增すと云ふことにしないと云ふことはありますまいけれども、現に一時の手當でも何千萬を要して、財政上困難いたすのに、恩給を受けて居つて退隱した人にまで今日唯今如何なる方法かを攻究しやうと致しましても、今日の財政上では出來兼ねます、他日攻究すると云ふことは別問題として、今日の現狀では出來兼ねると云ふことに御了解を願ひます。

［國務大臣床次竹二郎君演壇に登る］

○國務大臣（床次竹二郎君）　流行感冒の御尋がありました序に此病氣に關する統計を御報告いたします二月末日の現在調、千五百萬人からに上ぼつて居ります、死者は十五萬人死亡の割合は百人に付て「コンマ」九九、外國の調べて見まするとと百人に付て一人以上、甚しきは三人乃至五人と云ふことであります流行の有樣は二月の初旬、東京は二月の三日が絕頂になつて居りまして、以來漸次終熄の勢ひであります、之に對して昨年の十月今年の二月二回に亘つてそれ〳〵豫防心得を地方に通牒いたし、濟生會其他の所に向つても豫防救療上の努力を賴むことに致しました、或は豫防心得等を印刷して配付いたしました、で御尋の趣旨は之を傳染病と何故に指定しなかつたか、又集會等を禁止しなかつたかと云ふことの理由でございましたが、此病氣の病源菌は未だ確定いたさぬ趣であります、北里傳染病研究所に於ては「ハイフェル」菌なるものが發見せられて、之を血淸注射いたしますれば豫防の効があると云ふことであります、將來は何れさう云ふことが行はれませうか、今迄の所では北里研究所に於て發見せられて、玆では用ひられて居りまするが、未だ廣く發表せられて居らぬ有樣であります、從つて之を傳染病と直ちに指定を致すと云ふ迄の有樣に至つて居らぬ趣であります、又集會を禁止したら宜からうと云ふやうなことは詮議を致しましたが、專門家の說に依りますると此患者は最も危險なるときは即ち熱の高い時であつて、家へ引込んで居る時である、又一方に於ては集會を禁すると云ふことも中々容易ならぬことであるが、寧ろ此病氣に於ては一般の豫防上に關する注意を喚起して、出つて以て豫防の目的を達すると云ふことが一番宜からう、斯う云ふやうな意見もありまして、それが先づ宜い考へで、それ以上に途を執らなかつた次第であります。

○西久保弘道君　今の衞生のことに付てはそれで宜しうございます、此幼年學校の問題に付きまして、もう少し私は質問いたしたい、私は海軍大臣に質問いたしたいと思ひますが、陸軍大臣は幼年學校と云ふものがなければ、どうしても成立たぬと云ふことを主張されて居りますが、海軍大臣は幼年學校のやうなものは無くてもやつて行ける、將來共にさう云ふやうなものは置かないと云ふ御考でありまするかそれを一つ伺ひます。

［國務大臣加藤友三郎君演壇に登る］

○國務大臣（加藤友三郎君）　西久保君に御答を致しますが、先刻の御演說中にありました通り、海軍に於きましては兵學校の創立當時より十餘年間幼年校が設立されて居つたのであります、私も幼年校出身者の一人であります、爾後其必要はないと云ふことでありまして當時廢せられたのであります、其理由は私能く存じませぬ、其後幼年校を再興すべしと云ふ意見は海軍に於きましては四回生じまして、私も當時是が詮議を致す一人となつたこともあつたのであります、其理由は陸軍大臣が陸軍の幼年校に付て述べられましたのと同一の理由、並に本校生徒の募集上多きを得る上に於て便宜と云ふ此點であつたのであります、當時一時は再興と云ふ說が大分有力でありましたが、經費の點に於て之を見合すと云ふことになりましたのであります、今日に於きましても海軍當局と致しまして幼年校は海軍には絕對に不必要なりとは考へて居らないのであります、併ながら多年之れ無くして濟み來つて居りまする今に於て、多額の費用を掛けてまでも之を再興いたすとまでは考へて居りませぬのであります、從つて私と致しましては、現在に於きましては近き將來に於て幼年校設立の考を有つて居りませぬと云ふことを申上げて置きます。

○西久保弘道君　陸軍大臣は幼年學校が成立たなければ……幼年學校がなければ成立たぬやうに言はれる、海軍大臣は私が豫想した通り不必要とは言はぬが我慢すると仰つしやる、で一方は無ければならぬ一方は我慢する、で陸軍の方は我慢が出來ない、此に於てか私は總理大臣に質問いたすと云ふのは、總理大臣として統一なさる上からして、先づ海軍の我慢出來るものを陸軍の我慢出來ないと云ふことは私はなからうと思ふ、私は人の名を申しませぬが、實は或る人は懇談的に此話を陸軍に居る人にしたことがある、其人が斯う言ひました、私が今のやうな理窟を云ふたらば、それはさうであるけれども有るものだからなあ、是は私は本當ではなからうかと思ひます、其證據には海軍は我慢出來ると云ふ、是は獨り陸軍は我慢出來ないと云ふことは私はなからうと思ひます、此に於てか總理大臣に一つ質問を致したい、それはどう爲さる御考か、それは或は總理大臣は今までの……總理大臣に質問しよります、或は總理大臣は今までも斯うである、能く總理大臣は言は

れる、大隈內閣時代も斯うだと言はれるかも知れませぬが、私は併ながら特に今此質問を致すのは統一に付て、種々の施設計畫を爲されて澤山の費用の要る爲に色々の消繰りを爲さる、それが故に普通以上に、今日は教育に關する經費は一厘の金でも節することの出來るものは節せられるが私は至當だらうと思ひます、海軍の我慢出來るものを陸軍の我慢出來ないと云ふことは、私は理窟にあり得べからざることゝ思ふ、先刻申したやうに海軍の方は寧ろ必要があるではないかと思ひます、と言つて海軍に幼年學校を設立することを勸告する譯でも何でも私はありませぬけれども、總理大臣の責任ある答辯を願ひたい。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 西久保君の御質問は、廢する考が有るか無いかと云ふことに歸著するのでありますか、そこは少し不明でありますけれども、今回教育を、高等教育機關の完全を期する爲に計畫を致したが爲に、現在陸軍幼年學校を廢さなければならぬと云ふ關係にはなるまいと思ひます、費用を節する一點ならば、何處からか費用を減じましてもそれは宜い譯でありませうが、海陸軍の教育と云ふもの他の學校に於ける教育と全然異つたものと思ひます、了解して居ります、海陸軍に於て必要である海陸軍の爲に特別なる教育を施すもので、他の高等教育機關を增設する故を以て、其必要を滅却する譯には參るまい、故に費用を減ずる一點に於ては何を廢しましても差支ないやうではありますけれども、陸軍當局に於て必要を認めて居るものは國防上必要なる問題であります、で此度計畫を致すと云ふ譯を以て幼年學校を廢さなければならぬ譯はないと思ひます併ながら幼年學校不必要なりと言はるれば是は御議論でありますから、强て私から論ずる譯ぢやありませぬけれども、陸軍當局に於て今日まで必要なりとして數年間の問題であります、之を存置いたして居る以上には、高等教育を擴張すると云ふ譯を以て、其費用を補ふ爲に此必要なる機關を延すると云ふことは出來兼ねると思ふのであります。

○西久保弘道君 私の質問は極く單簡な、何も高等教育と幼年學校とさう云ふ風にむづかしい隘を以て分らぬやうになさらなくても宜からうと思ひます、私の質問は唯海軍が我慢出來るのに同じ陸軍で、殊に私が先刻言つたやうに海軍の方は一層必要でなからうと思ふのに、海軍は我慢をする、陸軍は何故我慢の出來ぬのであるか、議論ぢやない、質問なんだ事實を述べて質問する、唯私は前提として教育費に澤山な金を使はれるから、教育に關して少しの費用でも節せられるが當然であらうから、特に現內閣に於て之を成立する責任があるだらうと御尋ねしたのである、又もう一つ恩給のことは唯能めて居る者まで手が及ばない、けれども恩給と云ふものは是は申す迄もなく、一定の年限繼續した者の老を養ひ一面體面を汚さぬ爲の恩給、所が今日は老を養ふことが出來ない、況や體面を汚さないと云ふことは問題にならない、餓へるか乞食をせねばならぬ境遇にある詰り今の場合恩給と云ふものゝ趣旨に叶はぬのであるから私は質問した、金の多い、金が澤山殘るとか殘らぬからと云ふそんな問題ではない、必要ならば詰り高等教育が必要だと、どんな手段でもしてそれを施設をなさるでありませう、恩給の趣意に叶はぬならば、恩給の趣旨に叶ふやうになさるが當然と思ひます、此二點に付て明瞭な御答辯を願ひます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 西久保君の再度の御質問でありますが、高等教育機關を擴張する位ならば、廢して宜からうぢやないかと云ふ御趣意のやうに承りました、彼と是れとは別問題、陸軍當局に於いて此の必要を認めて居る間は廢すると云ふことの方針は執れないのであります、而して陸軍當局が之れを必要なりとする理由は陸軍當局大臣より御答へした筈である、故に之れを廢することは出來ませぬ、海軍は我慢する我慢すると西久保君は仰しやる、其の御判斷に依つて陸軍も廢止して宜しいと云ふ結論は見ない、又海軍、陸軍各々教育の仕方が違ひますから、是等のことに使はずとも直ちに之れを廢して、其の費用を外に向けると云ふことは出來ない、斯樣な御答を致したのであります、又恩給のことでありますが、恩給は生活の困らないやうに與へると云ふ性質のものであるか否やは、法律論としては如何なるものでありますか恩給は當時の法律に依つて國家との約束に依つて受けるものと解釋いたしまするが、どんな境遇に在らうと其の人がどう云ふ仕事を致して居らうと、困らない一生安樂に暮させるやうに金を支給すると云ふのが、恩給の方針なりとは解釋いたしませぬ、併ながら出來ることなら、是等の人に多く與へた方が宜しいと云ふことは、是れ唯人情當り前の話であります、けれども左樣なることは國家の義務であるや否やと云ふことは考へない、然る以上には今日餘裕のない財政に於いて直ちに是れが困難いたさないやうに恩給を與へると云ふことは、情に於ては與へたいものでありますけれども、法律なり財政なりの關係に於て、假に現職に在る者同樣に之に支給いたすと云ふ方針は執り兼ねる、左樣に申したのであります、其趣意を十分了解を願ひます。

○議長(公爵德川家達君) 此際本院規則の第五十二條に依りまして議事時間の延長を致します。

○西久保弘道君 もう是で止めますが一言、もう質問は是で止めます、唯一言申して置きたいことは、今總理大臣の御答辯を聽きますると、陸軍で必要と言ふから仕方がない、さうすると總理大臣は各省割據を御認めになる、總理大臣の必要はなからうと思ふ、さう云ふ譯なれば私は質問いたしませぬ、恩給に付て法律の改正をしなければならぬ、勿論さうです、私は議員の一人として斯う云ふ事を質問するのですから、必要があるならば法令を改正なさるが宜い、幾らも法令の改正をして色々な事を爲して居るのである、唯私は恩給の趣旨に副ふやうにしたいと云ふ考で質問した、もうさう各省の割據を總理大臣として自ら御認めになる、又恩給の趣旨を無視しても抛つて置く御考ならば、私は又何をか言はんと云ふので止めます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 質問は是で御止めになると云ふことになれば、一言申上げて置かねばならぬ。私は各省割據を認めると云ふ意味はありませぬ、併ながら國防上陸軍に於て必要を認める、其必要の理由は陸軍大臣より申した、此必要の消滅せざる限りに於ては、廢することが出來ないと云ふ事は當然なことだらうと思ひます、それから恩給のことは、法律を改正しなければならぬとは申さぬ、其現存して居る法律の關係に依つて恩給を受ける者は受けて居る所謂國家との約束である、是は恩給を受けた後に、更に困難をするからと言つて增すと云ふ事は、法律上の義務に非らずして國家が是等の人に恩惠を施す事に過ぎない、恩惠を施すことに過ぎないと云ふ事に相成りますならば、財政上許すならば、望ましいことである、財政の甚だ不如意なる今日に於て是等の人にまで及ぶことは出來かねると申したのであります、どうぞどう云ふ御斷定でも宜しうございますけれども、私の趣意に反する御斷定は御免蒙ります

○議長(公爵德川家達君) 先刻鎌田榮吉君から、先刻の總理大臣の答辯に關して質疑をしたいと御申述べの時に、後に願ひますと云ふ御約束を致しました議長は其御違約を致すことは望みませぬから、此際鎌田君の發言を許します。

〔鎌田榮吉君演壇に登る〕

〔副議長侯爵黑田長成君議長席に著く〕

○鎌田榮吉君 唯今議長より發言の許可を得ましたから、一言總理大臣に質問を致したい、今回高等教育擴張の計畫を現政府に於て立てられまして、殊に畏き邊より御內帑金の下賜までありましたことは洵に感泣に堪へない、又此計畫に付ては至極私は結構なることゝ考へて居ります、而して此教育の完全を期する、唯今總理大臣の仰せの如くに國家教育機關の完全と云ふことを期するのは、如何なることを以て完全とするかと云ふことに付て、私は根本的に其解釋を定めて置きたいと、斯う豫て考へて居る、新學令に依りましても、大學、高等學校、及小學校等は總て官立、公立、私立即ち財團法人立、この三つの種類に分かたれてあります、併ながら其間に何等の等差とも云ふものがないので、即ち之が國家教育機關である、然るに唯今江木君の御質問に對して總理大臣の御答辯の中に、殊に私立學校のことに關して、私立學校は頗る重要のものと思ふ、此國家教育機關の不完全なる今日に當つては私立大學以下の、此私立の機關と云ふものは必要なるものである、斯う云ふ御答辯であつたかと私は聽取りましたが併ながら間違ひであるかも知れませぬ又過日高田君でありましたか、御質問になりました時に、文部大臣から私立の收容力、官立の收容力と云ふことに付て御答辯がありましたのですが之もです、矢張り此私立公立官立と云ふものが、此三つのものが相寄つて國家教育機關の完全を致すべき使命を有つて居ると云ふことの意味に付て御答辯になつたるや否やと云ふことに付て、私は其際にも聊か疑を起したのであります、元來國家の教育機關は必しも此官立のみに依らず、私立のみに依らず、公立のみに依るものでないのでありまして、世界各國の教育機關を見まして

も或國は私立本位を採つて私立が官立より遙に優等の地位を占めて殆ど世界に冠絶する所の教育を施して居ると云ふ國がある、又然る能はずして主もに官立に依つて高等教育を致して居る國もあります、併ながら其兩種の國を區別しますると云ふと、此私立の學校を以て本位と致して居る國が文化高度に達して居る、又官立に主もに依らざるを得ぬと云ふ其諸國の有樣を見ますると云ふと、稍々劣等に位して居ると思はなければならぬ、殊に露西亞の如きに至りますと云ふと純然たる官立本位でやつて居りますけれども、今日は誠に見るに忍びない所の狀態、混亂狀態を極めて居りますことは私が申す迄もない、是等のことは先づ他日に讓りました所で、或日本に於ては官立は頗る私は宜いと思ひます、又公立、私立も之と同時に宜いと思ふのでありまして無論私立なるものは之を設立すべき所の人が起つて來ぬ以上は之を促して、尙ほ爲さぬと云ふ以上はどうも致方がない、併ふに教育機關の缺陷を速に補はんと欲すれば無論官立が一番手早い話であります、之を議會が協賛を致して學校を建てますれば兎に角學校だけは出來ます併ながら學校と云ふものはさう巡査の交番所を造るやうに續々造らうと云つてもさうはいかぬ自ら其學校が人材を教育するには長い間に漸次に發展進化して而して其間に醱釀された所の學風に依て又校風に依つて人材を養成しなければならぬ、知識だけ與へる事は或は出來るかも知れませぬけれども價に人物を作ると云ふ事になれば、中々さう容易なる事でないと云ふ事は私が申す迄もなく、當局者に於ては疾くに御承知のこと丶考へます、殊に我國の私立大學の收容力は過日文部大臣から伺ひます所に於ても官立學校よりより多くの收容力があります、官立は六千有餘の學生を收容し、私立は七千有餘の學生を收容する、其校數に於ても六十を算ふるに至つて居るのであります、是は教育機關として決して輕んずべからざるものであると云ふことを私は見て居るのであります、當局者に於ても亦御同感でありませう、併ながら概ね私立の學校を以て官立に比すると人は不完全なるものと云ふ感を起し、又實際に於ても不完全のものが多いやうであります、其原因は何んであるかと云へば、即ち是は金が少ないと云ふことになる、月謝若くは寄附金に依つて成立して居る所の學校であるが故に金が少ないと云ふより他はない、私立であるから教育が出來ないと云ふ理窟は一向見出し得ないのであります、其點から言へば唯規則づくめで行く官立學校より此德育上に於て人物養成上に於て大に優越して居る所が多々あると私は考へて居るのであります、併し是等の事を今喋々論ずるまでもありませぬが、私の今申す通り國家教育機關が不完全である云々、此國家教育機關と云ふものは、官立教育機關と若し云ふ意味であるならば官立學校をどし／＼建てたならば、即ち此私立は容れる所はないと云ふ……先づ官立教育が完備したならば、私立は消滅しても宜しいと云ふ論結に至りますけれども、さう云ふ譯でもなからうと思ひます、兎に角新學令の明文に依つても、官立、公立、私立を以て、財團法人立を以て國家教育機關を完成すると云ふ意味になつて、此三つのものは不可分のものであると私は見なければならぬと思ひます、併し此點に於ては折々さうでない、さう云ふ風に解釋して居られないぢやないかと云ふ言葉を、當局者若くは其他の方面に於ても聞くことが多いのでありますが是は頗る大切なことである、此要點を十分明かに致さぬければ其結果と云ふものは國家の所謂教育完備の上に甚だ不良なることになるだらうと考へまするからして、此事を私は一應確める爲に此處に登りまして伺ひますのでありますから、どうか是に付て御答を願つて置きます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君） 唯今鎌田君の御質問でありますが、新學令に依りますれば、高等機關は、私立であつても、公立であつても、官立であつても一向差支ないのであります、若し又公立、私立が多く出來ますれば、尙更ら官に於て左樣なる經營も致さぬでも宜しいのでありますから、國費の上からも喜ばしいことであります、故に政府に於ては決して此間に區別を設けて、官立のみ繁昌さして私立、公立を顧みないと云ふやうな意思は毛頭ありませぬ、故に今回高等機關を擴張いたすに付きましても、餘程困難なこと丶察しますけれども、併し是も幸にして高等機關が出來ますれば、それだけ政府の設備は見合はせやうと思ふのであります、其事は法律にも既に揭げてあるのであります、併ながら其私立、公立は何れの日、どう云ふ所に設立されると云ふ所の豫定は出來ませぬから、政府は今日の狀態に於て必要なりとする所の計畫を殘らず提出いたした譯であるのであります、又私立若くは公立、決して是等は官立に比して不完全なりと云ふことは申す譯に參りませぬ尤も私立の中にも色々あります、悉く完全なるものでは無論ないのであります、併し鎌田君が言はれるやうに、資力が十分でありまして教育を施すならば官立に更に劣らぬ或は官立に優るものも出來るだらうと思ひます、故に決して私立、公立を排斥する意味は更にない、それから江木君の御質問に御答へしたのは、現在ある所の……現存して居る所の私立學校をどうする、斯樣に承つた之を捨て置くと云ふことは如何と云ふ御趣意に聽取つたのであります、それならば政府は現存して居る所の私立學校を捨て丶置く積りはないのである、是は隨分教育機關の不完全な時代に於て、殊に國家に貢獻したものであるから尙更ら以て之を捨て丶置くと云ふ考はないのであります、併ながら是は今日此高等機關を擴張するとは別問題で是は更に考慮を運らさなければならぬ、是はどう云ふことを致さうかと云ふことは篤と考へなければならず、又是は政府單り考へるのみならず、私立若くは公立の學校に於ても如何なる考を持つて居るかも質さなければならぬのでありまして、政府の意の如くには參りますまい、兎も角も政府として之を捨て丶顧みないと云ふことは宜くないと思ひますから十分將來如何にするかと云ふ考は確定して茲に具體的に申しかねますが、其趣旨に於て私立學校の地租も免除すると云ふこともしたのである、斯樣に說明したのであります、決して政府に於て私立、公立、官立の區別を設けて、單り官立のみ發展させると云ふ考はありませぬ、唯遺憾なることは私立、公立は設立されませぬ而して官立も不足でありまず年々數萬の學生が私立、官立にも入ることが出來ずして今日は五萬と云ふことであります、年々五萬と云ふ次第ではありませぬが、斯樣な生徒の行く學校がなくつて居るのであります、兎に角此急を救ふと云ふことは、彼等學生の爲に必要であります、又國家の上に考へましても、是等のもの丶學ぶ途が無くして方向に迷ふと云ふことは、國家の前途の爲にも考へなければならぬ、又此大戰爭を終つた今日に於て、將來世界の競爭と云ふものも激しくなるであらうと云ふことも思ひますから、高等教育と云ふものを十分に致して置きませぬければ世界列國の競爭に顚ずると云ふやうなことも如何と考へて、色々なる遣繰りを致して、今回高等教育機關の擴張を圖つたに過ぎないのであります、是等の趣意は屢々說明いたしましたから誤解のない筈だい思ひますが、序ながら辯じて置く次第であります。

〔議長公爵德川家達君議長席に復す〕

〔男爵阪谷芳郎君演壇に登る〕

○男爵阪谷芳郎君 私は臨時軍事費豫算追加のことに付て一應政府の言明を得て置きたいと考へます、臨事軍事費豫算追加は一億五千萬圓の多きでございまして此內容の說明は本年の四月から來年の三月まで入用だと云ふ極く簡單なることでございます、併し其の費用の大部分は西比利亞の出兵に要しまする費用でありますので、貴族院が協賛いたしますれば西比利亞出兵に付ての政府の行爲を是認することになるのであります、御承知の如くに既に巴里に於て平和會議が開かれました、遠からず平和條約の締結を告げると云ふことになると、局面の上に頗る變化が生ずるのであつて、帝國の西比利亞に對する態度と云ふものは餘程是は明にして置かなければならぬのであります、でそれが故に本員は西比利亞出兵の意義、目的如何と云ふことを、政府より明に承知いたして置きたいと思ひます、最早今日戰爭と云ふものは殆ど無くなつたのでありまして、獨逸も、及其聯合國も屈服して仕舞つたと云ふ今日でありますから、軍事の計畫に付て餘り祕密を要すると云ふことはない、既に日支の間に結ばれました所の軍事協約も兩國政府の相談の結果、發表せられてあります、此軍事協約の內容と云ふものは頗る兵の配置其他に關する祕密のこともあつた、それが今は發表せられると云ふ時期になつて居りますから、或は意義、目的の如何に依つて來年度一ぱいの經費を要求されなくても宜しいと云ふ議論も生ぜぬとは言へない、即ち帝國政府は、尙ほ十二箇月間西比利亞に兵を駐在せしめるのであると云ふことは此豫算の協賛に依つて確まることになるのであります、初め西比利亞に出兵になりました事情は其當時の新聞とか、或は政府の言明に徵しますれば「チエック、スローヴアック」の兵を援助すると云ふやうな事が始まりて、色々なることが新聞等に傳つて居ります、是は新聞の傳ふる所でありますから、果して其事實を得たかどうかは分りませぬのでありますが、兎に角最初の日

的と云ふものは「チエツク、スローヴアツク」の軍隊を援助するのが目的であつて、さうして其援助の目的を達すれば西比利亞の出兵は御止めになつても宜しいと云ふことになりはしないか、更に角今日國民一般が此西比利亞の出兵の意義目的に付て頗る疑を懷いて、所謂國論の統一を缺いて居るので、先日の即ち二月二十六日「イフタ」附近の激戰に於て帝國軍隊が非常なる忠勇義烈の行動を致して一部隊全滅、殘らず討死を致し、生きて居る者は數名負傷したと云ふ悲慘なる事でございます、其出兵の意義、目的と云ふものが國民に能く明瞭になつて居れば斯の如く血を流しましても其父兄、遺族も滿足いたす事でありませうが、何の爲に出兵いたした、何の爲に討死をする事であるかと云ふ意義目的が分らぬならば或はそれに付て多少の苦情を述べる者がないとも限らぬのでございます、今日は西比利亞出兵に付て意義、目的を政府は明瞭に御話になつて置くと云ふ事は國論を一致せしめ、又若し是が來年も再來年も此の費用を要求なさるやうな必要な事情があるならば其目的で今日より協贊しなければならぬ、來年の一億五千萬圓は公債支辨に依ると云ふ政府の原案になつて居つて豫算委員會も同意いたした譯でありますから、年々是が繼續的に二億五千萬圓要ると云ふことならば、餘程考へなければならぬ、併し露國全體の狀況を見ますれば、容易にまだ秩序を恢復するとは思はれぬ、殆ど手の付けやうのない有樣である、それで今日日本帝國の立場より希望をいたし、即ち國民一般が希望いたす所を試に述べて見ますれば、成るべく速に西比利亞の秩序を恢復して、日本と西比利亞とが經濟的關係を早く開き得る、又西比利亞に於ては其西比利亞住民の自治、獨立は之を十分に認めなければならぬ、他の國の勢力を扶植されることは絕對に此西比利亞と日本との關係の上に於て、又東洋の平和の上に於て拒絕しなければならぬ必要があると考へられる、政府はどこまでの目的、どこまでの意義を以て此西比利亞の出兵をなさつて居るのであるか、今日それを承つて置かないと吾々が之に協贊した趣意が立たなくなる、是は追加である、昨年も要求したが、十二箇月間に是だけ要るから追加である、たつた一行りの說明があるだけである、一行りの說明で一億五千萬圓を貴族院が協贊して國民になんと言つて吾々が說明が出來るか、是は實に內外に對して必要なことであらうと思ひますで、此一億五千萬圓、即ち西比利亞出兵の其目的、其意義は斯く斯くであると云ふ言明を承つて帝國の態度を明にして、又內の國論を一致せしむると云ふことは極めて必要と考へますが故に本員は此質問を致します。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 唯今阪谷君の御質問でありまするが、西比利亞地方に出兵した趣意は當時中外に宣明いたしたのでありますが、其の趣意は「チエツク、スローヴアツク」の救濟、獨墺捕虜の勢力を掃蕩いたすと云ふ趣意から成立つて居るのでありますが此趣意は我が政府に於て中外に言明し、官報等に於ても掲載されて居ると記憶いたして居ります、然るに此「チエツク、スローヴアツク」の救濟、其他のことが目的を達して最早必要がないぢやないかと云ふ狀態に立至つたのでありますが、併ながら西比利亞地方の秩序は今日全部撤兵いたしましては秩序を保つことは出來ないのであります、故に列國と共に我國の兵は駐在いたして居るのである、尤も其兵は最初出兵いたした時に比すると過半引揚げまして、今日は約三分の一位しか止まつて居らぬのであります、是はあの邊の秩序を維持する爲に各地に駐在致して居る、然る所あの邊に矢張り過激派等も居りますから時々戰爭に相成り、大戰爭ではありませぬけれども、過日に於ける掃蕩も致し、從つて我兵の悲しむべき戰死者もあると云ふ狀態でありますが、併ながら此西比利亞地方に出兵を致した最初の目的は唯今申す通り、又今日あの邊に兵を置くと云ふ趣意も唯今申した如くあの邊の秩序を保つ爲に置く、而して此事柄は單り日本のみの考で處置いたして居るのではありませぬ、列國と共に此處置を取つて居るのであります、列國の兵も彼の地方に存在して居るのであります、故に大體に於て露西亞に對する問題は如何に決定するかは講和會議に於て多少問題になつて居りますが未だ如何に相成ると云ふ決定は見ませぬ、併ながら露西亞に對する全體の問題の決定の如何に依つてはどう云ふ風に致せば宜しいかと云ふことは從つて決まりますが、今日の場合に於ては矢張り日本が列國と共に西比利亞地方の秩序を維持して置く外なからうと考へます、是は色々の點に於て私は精しく說明いたさぬでも、此必要があると云ふことは何人も了解が出來ませう、殊に日本のみならず、英、米、佛等を始めと致しまして、彼の地に兵を置くと云ふ以上は我國の兵もあの邊に駐在いたす必要があると思ひます、斯樣なる次第で彼の地方に多少の兵が駐屯いたして居る、斯う云ふことは何れの時に如何に相成るか、何れの時は撤兵いたすか、撤兵の必要ありやなしやと云ふやうなことは全體の問題の解決と相俟たなければなりませぬから、今日唯今どうなると云ふことは申上げ兼ねます、何れに致しましても斯樣なる趣意より駐在いたさせて居るのでありますから、之に對する費用の御協贊を仰がなければならぬのであります、是が又外交上に於ても、其他に於ても斯の如き處置を取つて居ることは必要なりと政府は考へて居るのであります。

○議長(公爵德川家達君) 質問は是で盡きましたと考へます、大谷嘉兵衞君。

○大谷嘉兵衞君 私は時計を能く見て居りまするに中々容易ならぬ時間の迫りました場合に、一言を試みることを御許し下さいまして、誠に有難く存じます、私は此豫算に付きましては、別段に御質問申上げる所も今やないのであります、委員長の報告を以て二次會を開くことを願ひたいと思ひます、然るに一言を申し述べて置きたいと申上げるのは他の儀ではありませぬ、海外派遣商務官のことでございます、之を此所で申しませずにして實は大藏大臣、農商務大臣、外務大臣、總理大臣まで陳情書を以て御願ひ申上げました次第であります、されば茲に私が此貴重な時間を費して述ぶることは甚だ禮を缺く次第であります、併し我が實業、我が貿易のことに付きましては飽くまでも戰後經營其實を擧げなければならぬと云ふものは其實業家にあつて云はれるのであります、其實業に於きましてもう長い間の商務官を置くことに付きましては全國の實業團體の人々は皆之を歡迎して居りまするのであります、依て不肖は甚だ失禮ではありまするけれども自分一個ではありませぬ、各實業家を代表して申上げると思召して下さるならばどうぞ少しの間の御猶豫を願ひたうございます、明治四十一年には貴衆兩院に於きまして海外駐在の派遣商工事務官を置くこと丶云ふ建議案が成立いたしました、其後に及んで政府は之を四十三年より商務官と改められて之を實行せられたのであります、誠に其當時有難く實に涙のこぼれる位に喜んで居りましたのであります、然る所大正年間に於きまして四五年の間之を實行せられまして何時か之を廢止せられたのでありまする、其廢止せられた時には如何にも殘念でなせ實業に重きを置かれぬか、何か全國の主もなる諸君に訴られまして海陸軍と云ふものは十分であるのである、實業は未だ幼稚であると云ふことであつてそれ等のことから考へまするとふと、日進月歩の世の中、日進月歩の各國の、即ち先進國であります、是等の時勢に伴つて行かなければならぬのは是は實業であります、それが戰後經營になつて今日に及んで何を以て實業家と云ふものが即ち貿易商、即ち産業貿易、是に於て一方から申しまするならば、何さうしないでも宜からうと云ふことに輕々しく思召される方もあるかも知れませぬがそれが實業として戰後經營を完うすべき所の第一番の機關であらうと存じまするのであります、故に此豫算案の初めに當りまして質問を致しませうかと思ひましたけれども、何さま私のやうに不辯なる者が此所に現はれて主もなる諸君方の耳障りになつて、又甚だ御邪魔になると云ふことからして實は御質問を致さなかつたのであります、故に此關係の最も御當局の農商務大臣、大藏大臣、外務大臣、此三省の大臣及此御當局の諸君方が多數此處に居らせられまするからして、之を便りに茲に一言を以て御願ひ申して置くと云ふことが必要であるかと思ひます、どうかして豫算案になくとも斯の如くの必要缺くべからざる機關でありまするから、どうか本年內より實行あらむことを希望する次第であります、どうか聞く所に依りますれば種々なる差障りもあり、或は役に立たぬと云ふやうなこともあり、或は利益にならぬと云ふやうなこともありませうが、何時までも利益にならぬとして置きましたならば容易なことでなからうと存じまするのであります、何處までも外國と詰り各國と共に……共にのみならず今や戰後の經營に於きましては必ず先んじなければならぬ時であります、是が丁度戰時……今度の戰亂の時分から此事を止められたかと思ふのであります、どの政府の時であつたかと云ふことは調を致しませぬければ分りませぬけれども實に私は殘念と思ひました、のみならず立派な人がどうか種々なることを言うて、實業のことに當りてはまだ幼稚である、貿易は幼稚である、各國に較べては幼稚である……其度に甚だ遺

憾に思ひまするけれどもそれは已むを得ませぬ、全く幼稚であつたでありませうけれども、其幼稚なものを手を引いて橋を渡る、負ぶつて川を渡る位の機關がなければならぬかと思ひます、是は一旦考へられてあつたことであります、今に於て尚ほ何億萬と云ふ豫算であります、幾ら掛かりませうか、實に僅なことでないか、其僅なことの經費からして大なる所の利害を得るのみならず、將來各國に劣らぬのみならず、各國に之を見よとまで云はなければならぬ所の今日の日本の地位でありまする、是に其備がないと云ふことは如何にも殘念であります、何とかして今度の內閣に於かれましては私は……決して私一人が申上げるのではない、實業家擧つて私と同じことを言ふのでございます、どうぞ何時までも子供の如くに打遣つて置かれましてはなりませぬ、又派遣された人は子供であるか知れませぬが、併ながら立派な方々も御出でになりますと思ふのであります、若し立派な方がなければ、詰り其子供として十分に御育て下さいましたならば、今日の戰後の經營の問題に間に合ふ人が幾らも出來て居るかと存ずるのでございます、何とかして、此精神を容れられて少くとも本年より重もなる所へ御配り下さると云ふことが必要であらうかと存じますので、建議書は定めし御繁忙で居らせられまするからして、まだ御一讀は下さいませぬものと存じて居りますが故に茲に皆樣が、次官閣下も居られますれば、局長閣下皆當局の私共の願ふ所の方々が此に御臨席になつて居ります之を一々御願ひに出ますと一日、二日、三日では及ばぬことでありますから、好い時を見付けましたと思ひまして先程から考へまして甚だ失禮なことでありますけれども、私の熱心の餘り失禮と思召さず彼奴は大分に熱心の奴だと云ふ所からして御取上げ下さいましたならば、實に無上の光榮のみならず國家の繁榮を求める基礎でございまするからして、どうぞ此議は何分宜しく……其方法はです、何れに取つて下さいましても宜しいのであります、總て思召に依つて御願をしたい、又伺ひますれば是も必ず必要であると云ふことは御當局の方々も仰せられて居られるのであります、さうなれば何故御前がそんなことを言ふかと云ふ御話があるかも知れませぬが、是は私の唯此へ出席しまして此案を見ましてそれから已むを得ず茲に意見を述へると云ふやうなことであります、どうぞ宜しく御諒承を願ひたうございます、是は決して質問ぢやないのであります、是は全く七重の膝を八重に折つて御願ひ申上げるのであります甚だ御無禮を致しました、どうぞ本案は委員長の報告通りに依つて決せられむことを願ひます。

○男爵阪谷芳郎君　唯今大谷君の御話になりました商務官を置いて貰ひたいと云ふ希望は時局に適したことゝ考へまするが、併ながら大谷君の述べられた態度は本員は賛成いたしませぬ、貴族院は貴族院の權能を以て爲すべきことを爲せば宜い、何も七重の腰を八重に折る必要はない、併し大谷君が議事に御慣れにならなかつた爲であると考へますから、其御希望は本員も同情いたす、既に英國の如きは戰後に當つて數十名の商務官を增したと云ふやうなことであります、政府は相當に考慮をせられて本年度豫算に商務官の設置を御入れになるが宜しからうと考へます、で本員が政府に一言御尋したいのは、今の大谷君の希望と云ひ、豫算委員長から述べられた希望と云ひ、希望は表決に付せられぬのが例であると考へますが、此希望に對して政府は如何なる意見を有せられるか一應伺つて置きたい。

○議長(公爵德川家達君)　諸君に御諮りを致しますが、日程第二より第六までは一括して問題に供して採決いたさうと考へます、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、豫算案全部、原案に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長(公爵德川家達君)　過半數と認めます、全部可決せられました。

○伯爵柳澤保惠君　私は議事の進行に關して一言したいのであります、最早會期も迫りまして一週間の後に閉會になる場合であります、然るに本議會が開かれまして劈頭に此議院に付せられました所の借地法案、是は今日まで數回の審議があつたかと伺ひますけれども、まだ何等御決議を伺ひませぬ、或は兩三日經つたら御決議になるかも知れぬ、左樣な場合には衆議院に參りましても握潰しになるかも知れませぬ、本員は委員にあらざるが故に速記錄だけを以ては十分に分りませぬ、故に茲に御伺ひ申すのは、今日まで數回審議をせられたやうではありますが、何故に長引いて居られるのでありますか、委員會の經過は如何であるのでありますか、經過の次第を伺へば或は諒承する所があらうと考へますけれども、唯今日まで何等御報告がない所を以て見ると、妄に時日を延ばして握潰しにすると云ふやうな考へがあるかと云ふことも浮ばぬではないのであります、私は敢て委員長に御願ひ申すのではありませぬが、殊に委員長は二三度委員會を御闕席でありますから、強ひて委員長より御返事は求めませぬけれども去りながら大體に付て伺ふことが出來れば本員の幸ひとする所であります、委員長に於て御答がなされないと云ふことであれば副委員長、或は他の委員中の諸君が御答辯になつても宜しいのです、又今日御答辯が出來なければ此次の會議の開かれる時に伺つても宜しいのであります、一應是だけ申して置きます。

○侯爵細川護立君　既に委員に付託されましてから甚だ長い間此法案を持つて居りますことは實に遺憾とする所でございます、委員會の質疑應答に付きましては實は八回まで速記錄が出て居ります、柳澤伯も之を御熟讀のことゝ存じます、而して其內容は御承知であらうと存じますから申上げませぬ、其後に於ても二三回ございまして、質問は固より繁に入り微より、細に入りましたが、大體に於て八回迄の速記錄の大體に於て同じと御承知になつて宜うございます、或る委員の質問中の言葉を借りて申上げますれば、此法案は法律としては間然する所がないやうであるが、實際問題に付て此解釋と、それから新規に之を適用の場合に於て疑義はないかと云ふことでありまして、それに付て政府との間に質問應答中々是が終結を見ないやうな次第であります、未だ討論に入りませぬし甚だ遺憾でありますが、昨日も夜中までやりたいと思ひましたが未だ討論に入りませぬ而して討論がありませぬから私からして委員諸君の意見が那邊にあるかと云ふことを此所で申上げることは出來ませぬけれども、質問應答の間に於きまして委員諸君より申述べられましたことゝ、政府委員の答辯とに依つて推定いたしますれば、委員の大體は此法案は法律としては間然する所がないやうであるけれども、是が實際問題に對しまして今日よりも果して紛爭が少くなるか、或は種々豫期せざる困難に遭遇しないかと云ふことに付て、委員諸君の多數が深甚の考慮をせられて居るやうに存じます、一言にして之を申しますれば、政府は法律の解釋に於て疑義はないと信じて居りますにも拘らず委員の多くは實際問題を考慮して、其爲に質問は質問を生じ、未だ終局を見ないと云ふ有樣であります、此後果して如何に相成りまするかは私の敢て知る所ではございませぬが、是だけを御答して置きます、尚ほ內地に付きまして御質問がありますれば、何等の用意もありませぬけれども、多少は御答し得ることゝ思ひます。

〔高橋作衞君發言の許可を求む〕

○議長(公爵德川家達君)　高橋君はどう云ふことですか。

○高橋作衞君　唯今の柳澤伯から、委員長からでなくても委員からでもと云ふことでございましたが委員長の報告に違つた所がありますから、ちよつと補ひを致したいと思ひます。

○議長(公爵德川家達君)　宜しうございます……宜しうございますと申上げた積りでございます。

○高橋作衞君　唯今委員長の御報告に依りますれば此法律案は法律としては完全のものであるが如くに仰せられたやうですが、少くも私一人は此法律案は完全なものとは思つて居りませぬ、從つてまだ質問があります、まだ討議に這入らぬ場合でありますから意見は申上けませぬが、完全のものと思つて居らぬ者が委員の中に在ると云ふ事を申上けて置きます

○議長(公爵德川家達君)　日程第七、大麥小麥及小麥粉の輸入税減免に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告、柳澤伯爵。

大麥、小麥及小麥粉の輸入税減免に關する法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月十七日

右特別委員長　伯爵　柳澤保惠

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵柳澤保惠君演壇に登る〕

○伯爵柳澤保惠君　御報告を申上げます、時間が大分移りましたので、極めて簡單に申上げます、本案は僅か一箇條でございまして、御承知の如くに「政府ハ當分ノ內勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ、大麥小麥及小麥粉ノ輸入税ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得、附則本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス」是だけであります是に付て委員會は一回開きまして直ちに可決いたし

ました、委員會の質問には、法文に關する點、又麥及麥粉の輸出入額、麥の内地生產額、麥及麥粉の輸入總額、將來の見込と云ふやうなことに付て、質問應答を重ねました、之を詳しく述べますれば時間を要しますから、總て省略いたします、要するに委員會に於ては全會一致を以て可決致しました、極めて簡單なる立案でございまするに依つて、讀會省略を以て可決あらむことを希望いたします、尙ほ詳細に付て御質問がございますれば、私は何時でも御答辯いたすことを辭しませぬ、右申上げて置きます。

○子爵青木信光君　讀會省略に贊成。

○子爵八條隆正君　讀會省略に贊成。

○子爵野村益三君　贊成。

○伯爵柳原義光君　贊成。

○男爵中川興長君　讀會省略に贊成。

○阪本釤之助君　贊成。

○山脇玄君　贊成。

○石渡敏一君　贊成。

○男爵高木兼寬君　贊成。

○子爵井上匡四郎君　贊成。

○加太邦憲君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　柳澤伯爵の讀會省略の動議に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　三分の二以上と認めます原案に對して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます……本日は大分時間が遲れましたから、日程第八、第九、第十は延期いたします、次の議事日程は決定次第御通知に及びます、本日は是にて散會。

午後四時五十五分散會

○大正八年三月二十日（木曜日）

午前九時十五分開議

議事日程　第二十一號

第一　執達吏規則中改正法律案（政府提出、衆議院送付）第一讀會の續（委員長報告）

第二　執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案（政府提出、衆議院送付）第一讀會の續（委員長報告）

第三　會計法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會

第四　農工銀行法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會

第五　利息制限法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第六　未成年者飮酒取締法案（衆議院提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第七　煙草專賣法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第八　織物消費稅法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第九　工業原料植物研究所設置に關する建議案（侯爵德川賴倫君外六名發議）　會議（委員長報告）

○議長（公爵德川家達君）　是より報告を致させます

〔河井書記官朗讀〕

一昨十八日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

開墾助成法案

大正八年度歲入歲出總豫算案並大正八年度各特別會計歲入歲出豫算案

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

臨時軍事費豫算追加案（第一號）

大正八年度歲入歲出總豫算追加案（第一號）

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第一號）

大麥、小麥及小麥粉の輸入稅減免に關する法律案

同日衆議院より左の法律案を提出せり

會計法中改正法律案

農工銀行法中改正法律案

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

大正六年度豫備金支出の件（承諾を求むる件）外六件特別委員會

委員長　石井省一郎君

副委員長　中島永元君

煙草專賣法中改正法律案外一件特別委員會

委員長　侯爵德川圀順君

副委員長　荒井賢太郎君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

煙草專賣法中改正法律案可決報告書

織物消費稅法中改正法律案可決報告書

昨十九日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

耕地整理法中改正法律案外一件特別委員會

委員長　男爵武井守正君

副委員長　岡田良平君

都市計畫法案外一件特別委員會

委員長　伯爵松木宗隆君

副委員長　古市公威君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

道路法案可決報告書

時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律案可決報告書

醫師法中改正法律案修正報告書

○議長（公爵德川家達君）　是より會議を開きます、日程第一、執達吏規則中改正法律案、第二、執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案、日程第一、第二の法律案は、同一委員に付託せられましたから委員長の報告は一括して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため茲に截錄す以下之に倣ふ〕

執達吏規則中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月十五日

右特別委員長　伯爵　松木宗隆

貴族院議長公爵德川家達殿

執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月十五日

右特別委員長　伯爵　松木宗隆

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵松木宗隆君演壇に登る〕

○伯爵松木宗隆君　唯今議題になりましたる執達吏規則中改正法律案外一件の委員會の經過並に結果を御報告致します、兩案とも至つて簡單の案でありまするから、委員會に於きましては格別の問答もなく今日の經濟狀態に於きまして是等の增給、增額を爲すと云ふことは、已むを得ざる事と認めまして、委員會は全會一致を以て直ちに可決に賛成致しましたことでございます、唯だ一點議論の生じました所は、本案の如き司法上の手數料を改正せんとするには宜しく法律を以て改むべきものであつて、然るにこれを勅令に讓り行政上の自由裁量に任すと云ふが如きは穩當ならざるかと云ふの御議論が生じたのでありました、是に對しまして政府委員の御答辯に依りますれば、本案の如き委任立法の事例は夥多あることであつて、政府は毫も之を違反なりとは思惟せざる所であつて、のみならず今日の如き物價昂騰の場合に當りましては、已むを得ず當分の間法律を以て最高限を五割と決めて置いて、あとは勅令に讓り、勅令を以て此範圍内に於て各個の率を增率すると云ふことは經濟狀態の變態に對して應急の處置で、已むを得ざる所であると云ふことでありました、それ故に若も經濟狀態が安定を得ぬ場合には再び法律に依つて之を改めて行く積りであると云ふ御答辯でありました、依つて政府の此言明を信じて、即ち將來に於ては再び法律に依るの本則に戻るものと見て、茲に贊成を表すると云ふ御意見で贊成を表された方がございました、此事を申上げて置きます、此段兩案を束ねて御報告申上げます。

○議長（公爵德川家達君）　御異議がなければ委員長の一括して報告せられました兩案共束ねて問題に供します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　兩案の第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○伯爵松木宗隆君　直ちに第二讀會を開かれむことを希望いたします。

○伯爵萬里小路通房君　贊成。

○子爵本多實方君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに兩案の第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　兩案全部を問題に供します、全部原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○伯爵松木宗隆君　直ちに第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○子爵本多實方君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに兩案の第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　兩案とも第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○侯爵花山院親家君　此際日程を變更せられまして醫師法中改正法律案、第一讀會の續を開きたいと云ふ動議を提出いたします。

○北里柴三郎君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　議事日程變更の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　是より醫師法中改正法律案、第一讀會の續を開きます、委員長報告、花山院侯爵。

醫師法中改正法律案

右別冊の通修正せり依て及報告候也

右特別委員長　侯爵　花山院　親家

貴族院議長公爵德川家達殿

（行間空なきものは特別委員の修正―――は同削除の符號なり）

醫師法中改正法律案

第九條ノ三　前二條ニ揭クル會員ノ外郡市區醫師會又ハ道府縣醫師會ノ會員ト爲ルコトヲ得ル者ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條ノ四三　郡市區醫師會又ハ道府縣醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會員ヨリ徵收スヘキ收入ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九條ノ五四　前五條四ニ規定スルモノノ外郡市區醫師會及道府縣醫師會ノ設立ノ手續、機關ノ組織經費ノ負擔、監督、會員ノ懲戒其ノ他必要ナル事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔侯爵花山院親家君演壇に登る〕

○侯爵花山院親家君　唯今日程に追加せられました醫師法中改正法律案の委員會の經過並に結果を御報告申上げます、此委員會は去んぬる十七日、十九日兩日開會いたしまして、政府當局の說明を煩はしました、委員よりも種々質問を試みましたのでございます、本案の趣旨を簡單に申上げますれば、此改正は二つの要點があるのであります、其一つは醫師會を强制して設置せしむる、斯う云ふのが一つでございます、今一つは醫師會を法人とすると云ふのが一つでございます、而して醫事衞生の發達、促進……發達、改良を促進する爲に官民が一致して之を實行すると云ふことは勿論のことでありまして、其當事者たる所の醫師に俟つことが甚だ多いのでございます、依つて醫師をして必ず醫師會に入會せしむる、又醫師會に法人格を與へてさうして其目的を達せしむる、斯う云ふのが本案提出の理由であります、是より委員會に於きまする質問の主もなるもの二三を御紹介申上げます、第一の質問は醫師會と云ふものは如何にして設立せられるものであるか斯う云ふ御質問がございました、是は郡市區醫師會にあつては其會員となるべき者が五名以上創立……設立委員となりまして會則を定め總會の議決を經ると斯う云ふ事が一つでございます、又設立總會に於きましては設立委員は其召集並に議事を行ふと云ふのが一つでございます、又一つは設立總會に於ては會員となるべき者が半數以上出席を得て其決議は三分の二以上の出席者の數より多くなければ決議を行ふ事が出來ぬ、斯う云ふ事になつて居るのであります、是等の方法に依つて郡市區醫師會と云ふものが出來ると斯う云ふ御答辯でございました、尙ほ道府縣醫師會は郡市區醫師會が本となりまして、其會則を定めて之を總會の決議に付する、さうして其承認を經ると云ふのであります、又設立總會に於きましては郡市區醫師會は其召集並に議事を行ふことと云ふことであります、尙ほ道府縣の醫師會は、醫師會の設立總會は會員……會員となるべき者が半數以上出席をし、又其決議は三分の二以上の數より多いものを以て決議をしなければ効力がない、斯う云ふやうな方法に依つて醫師會が設立せられるのであります、又第二の質問は診察料のことであります、此改正案が實施せられた曉に於きまして、或は物價騰貴とか云ふやうな口實の下に醫師會で診察料並に藥價の價額の引上げを行ふと云ふ決議をした場合には中產階級以下の者が甚だ困る、さう云ふ場合には何か取締の方法はないかと云ふ、斯う云ふ御質問がございました、之に對しまして政府當局よりは假令醫師會に於て診察料、藥價等の價額を引上げても府知事若くは地方長官が之に認可を與へない場合には、それを實行することが出來ないのであるからして其心配には及ぶまい、斯う云ふ御答辯がありました、第三の御質問は實費診療所のことであります、現在實費診療所と云ふものはどの位數があつて、どう云ふ風な組織になつて居るかと云ふやうな御尋がありました、之に對しては唯今二つの實費診療所があるさうであります其の一つは社團法人組織になつて居りまして、今一つは或者が醫師を傭ふてさうして貧民の救療を致して居る、斯う云ふものが二つあるばかりであると云ふ御答辯でございまして、是等に此の改正案が實行せられたならば其の藥價等に影響を及ぼすことはないであらうか、斯う云ふ御質問に對しましては當局に於いては藥價並に診察料等は例へば藥價に於きましては例へば何錢より何錢までの間を取ると云ふやうな最低と最高を決めるのであるから、其の影響は實費診療所等には及ばないだらう、斯う云ふ御答でありました今一つの御質問は政府當局は施療を將來も奬勵せらるゝか否かと云ふ御質問でありました、之れに對して洵に施療を奬勵すると云ふことは勿論御同感で甚だ結構なることである、當局に於いては訓令を發してさうして十分に之れを奬勵したいと云ふ考であると云ふ、斯う云ふ御答がありました、質問も大概終りましたので、それから意見に移りましたのであります、委員の一人より此の改正案に對しまして修正說が出たのであります、それは皆さまの御手許に廻つて居る通りでありまして、「第九條ノ三」を削除いたしましたことであります、從つて「第九條ノ四」が「三」となり、「第九條ノ五」が「四」となり、其中の「前五條ノ五」か「四」となるのであります、而して其理由は郡市區醫師會若くは道府縣醫師會の、現在醫師會でない者が、どう云ふ者が會員になるか、是は「勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と云ふことになつて居りますが、即ち醫事衞生に關して特別に經驗があるとか、或は學識の深い人と云ふやうな人が、道府縣醫師會特別會員になると云ふことがあるのであります、それは普通の會員と多少異つて居りますけれども、此等の會員に對しては普通會員と同じやうに其義務を負はせると云ふことは適當でないであらうと云ふ御意見でありまして、委員會に於きましては全會一致を以て此修正案が可決せられたのでございます、右御報告申します。

〔侯爵花山院親家君發言を求む〕

○議長（公爵德川家達君）　花山院侯爵は……

○侯爵花山院親家君　ちよつと一言申落しましたので……

○議長（公爵德川家達君）　花山院侯爵。

○侯爵花山院親家君　ちよつと一言申落しましたが委員會に於ては政府が修正案に御同意になりました右落しましたので一言申します。

○議長（公爵德川家達君）　本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○男爵高木兼寬君　直ちに第二讀會を開かれんことを希望いたします。

○男爵石黑忠悳君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに本案の第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　全部を問題に供します、全部委員會の修正に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○男爵高木兼寬君　直ちに第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○北里柴三郎君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第三、會計法中改正

法律案、衆議院提出、第一讀會、御異議がなければ本日も通牒文の朗讀は省略いたします。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〔左の送付文及議案は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す以下之に倣ふ〕

會計法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正八年三月十八日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

會計法中改正法律案

會計法中左ノ通改正ス

第十七條中「第四 各省物品會計計算書」ヲ加フ

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 本案は衆議院提出の法律案でございまして、其趣旨は各省の物品會計計算書を會計規則中に加へやうと云ふ趣意であります政府に於きましては其趣旨は贊成を致すのでありまするが、今日直ちに是が法律となりましても、是が實行上に於きましては種々の準備が必要となりまして、又機關も備へねばならぬ、で直ちに之を實行することは困難でございます、且又會計法中に於きましては種々の點に於て今日改正を加へることの必要を認めて居りますので、全體に亘つて政府は考慮研究中でございまする、他日會計法の改正を企つる時に於きましては本案の趣旨を考慮の中に加へることでござりまするが、直ちに此法案の成立つと云ふことに付ては、此際政府は直ちに同意を致し兼ねる次第でありますから、左樣御了承を願ひます。

○議長(公爵德川家達君) 特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔成瀨書記官朗讀〕

會計法中改正法律案特別委員

侯爵蜂須賀正韶君 男爵外松孫太郎君
男爵小早川四郎君 男爵島津久賢君
男爵藤田平太郎君 鍋島桂次郎君
杉田定一君 岡本榮吉君
高橋源次郎君

○議長(公爵德川家達君) 日程第四、農工銀行法中改正法律案、衆議院送付、第一讀會、高橋大藏大臣

農工銀行法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正八年三月十八日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

農工銀行法中改正法律案

農工銀行法中左ノ通改正ス

第六條第五號中「二十人以上」ヲ「十人以上」ニ改ム

第十三條 貸付金ノ年賦償還ニ付キテハ五箇年以内ニ於テ据置年限ヲ定ムヘシ但シ其ノ年限間ノ利子ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ据置年限ハ相手方ノ希望ニ依リ之ヲ定メサルコトヲ得

第十三條ノ二 年賦償還期限前天災事變其ノ他避クヘカラサル事故アリタルトキハ五箇年以内ニ於テ更ニ据置年限ヲ定ムルコトヲ得

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 此農工銀行法中改正案も衆議院提出でございまして、政府は此改正に付きましては同意を致したのでござりますから、御贊成を願ひます。

○議長(公爵德川家達君) 特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔長谷川書記官朗讀〕

農工銀行法中改正法律案特別委員

子爵水野直君 子爵片桐貞央君
前田正名君 男爵德川厚君
男爵中島久萬吉君 男爵島津健之助君
藤田四郎君 鮫島武之助君
中村圓一郎君

○議長(公爵德川家達君) 日程第五、利息制限法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會の續、委員長報告。

利息制限法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月十七日

右特別委員副委員長

加太邦憲

貴族院議長公爵德川家達殿

〔加太邦憲君演壇に登る〕

○加太邦憲君 利息制限法中改正法律案に付きまして、委員會の經過並に結果を御報告申上げます、委員會は兩回開きまして本案の審議を致しました、尚は數多御質問もございました、本案の要旨を申上げますると、明治十年以前に盛んに高利の金錢貸借と云ふものが行はれまして、是を制しまする爲に明治十年に此現行法が頒布になりましたのであります、所が今日は經濟狀態が變つて參りましたに付きまして、此時に定められた制限の利息では高過ぎると云ふことで、衆議院で此利息を低減しやうと云ふことに付きまして、此案が出ましたのであります、さうして衆議院を通過して本院に差廻しになつたのであります、其低減の方法はどう云ふ風にするかと申しますと、現行法の第二條に利息のことが三段に定めてありまする、それを各々低くしやう、斯う云ふのであります、ちよつと之を別けて申しますると、百圓以下の借金に付きましては一年二十圓の利息、即ち二割の利息と斯う云ふやうに定めてありますのを十五圓に引下げました、是が第一であります、それから第二は百圓以上千圓以下に付きましては十五圓即ち一割五分に定めてありましたものを十二圓に引下げやう、千圓以上に付きましては十二圓即ち一割二分、斯うなつて居りまするのを十圓に引下げやう斯う云ふ三段になつて居りまする案に對して各々低減をしやう、斯う云ふのが衆議院の案でございまして、それで此利息を下げると云ふことが至當であるか否かと云ふことに付きましては經濟狀態に關係のありまするこでありますから、經濟狀態の今日如何に變更して居るかと云ふことを調査いたしまして此可否を定めるより外はないのであります、それに付きまして質問がありまして大藏或は農商務等に於きまして、何か具體的に調査したものがあるならばそれを聞きたいと云ふことでありました、大藏當局の答に明治十年からの調査と云ふのはございませぬ明治十九年から大正五年までの間の調査は出來て居つて、之に付て統計が取つてあると云ふことで、其調の點を示されました、それはどう云ふ狀態になつて居るかと申しますると十九年は餘ほど是は利息が高かつた年でございます、十九年から漸々に下りまして大正五年までには經濟狀態に連れて大層利息は下つたのであります、十九年即ち其年間に於きまして一番高い所の利息が一割八分、百圓の借金に付きまして一年一割八分斯う云ふことになつて居りますその一割八分と云ふことは、どの位の金高の借貸に付て調べたかと申しますると、別段其區別なしに大きい小いも、つきくるめて平均し、其利息の統計で取りました結果であります、それが漸々下りまして大正四年、五年、此兩年に於きましては[illegible]、斯う云ふ風に下りましたのであります、さう云ふ狀態でありまするから、大藏當局に於きましては既に衆議院の案は至當なる下げ方であるからどうぞ此案が行はれることを希望する、斯う云ふ風に是認された次第であります、それから一つ茲に問がありまして、或は此法律は徒法に屬するのではないか、初めは効能があつても今日はまるで適用されぬ、もう早や不用の法律であるではあるまいか、さうであるならば今日法律を改めて利息を制限するやうなことをしたりなどする必要もないやうに思はれるが、どう云ふものであらうか、司法當局の答に、此法律は高利を制しますには餘程な効能があつて、此法律がある爲に高い約束はしないと云ふ傾きになつて來て、尤も此法律に於て高利貸を制すると云ふ譯でないから、是で高利の貸借が無くなるものではないが、此法律があるに付て高い約束をして利息の請求をすることが出來ないと云ふのであるから大に効能がある、尚ほ今日も効能があるのであるから、それを今日の經濟狀態に合はして相當に引下げをすると云ふことは結構なことであるから、どうかさう云ふことになりたい、斯う云ふことでございました、そこで然らば此高利貸の事件に付て裁判所の件數と云ふものはどの位是まであつたらうかと云ふ御尋もありました然る所裁判所の件數と云ふものは一件もない、又…件もない譯である、高利を請求しても裁判所では法律が出來たから取れませぬから、約束は高利にして置いても裁判所に請求するに至つては法律の制限以上には請求しないから、裁判所に訴訟の起されるものは一つも件數がない、一つも件數がないけれども法律の効能は大にあつたのである、尚ほ又間に利息を下げますれば金を貸す方の人の不利になるから或は是が爲に金を貸して呉れない、借りたい人の爲の融通を止めるのではあるまいかと云ふ問がありましたが、決して其利息の底下の度が不相當でないからには是等の爲に融通の妨げをすると云ふことは決してない、斯う云ふ答でありました、終りに委員外から一つの問がありました、此法律の行はれて居る中間に就て、即ち現行法が行はれて居る中間に於て此改正案が行はれるとなつた時に、其施行された日か

ら後にどう云ふ利息になるか、ちよつと實例で申しますと、二月から四月までの三箇月の約束で金を借りた、さうしました所が四月一日から改正法が實行された、さうなつた時に四月一日からに付ては現行法の利息を拂ふのか或は改正法の利息を拂ふのか、司法當局の答に是は二月の約束の時の利息を拂ふのである、然らば其事は施行法を設けて施行條例を設けて、之に其事を記載せぬではならないでないか、別に改正案に施行のことは書いてないから、さう云ふ問が出ましたのであります、當局の答には、それは無用である、若し四月一日から後は改正規則に依ると云ふことであるならば其事を書かぬではならぬけれども、二月に約束したのに遡つて、此改正案が制するのでないから、然る以上は別段何も書くに及ばない、斯う云ふことで他の例を引き、明治四十四年に改正になつた商法の規則などを引いて決して何も書くに及ばないのである、即ち何も書かなければ二月に約束した通りで四月末まで行はれる、又それで宜い積りであるから何も書く必要はない、斯う云ふ答でありました、其他小な問はありましたけれども別段御紹介するだけのものもございませぬ、それで委員會は別段議論もなしに明治十年の此法律改正案と云ふものを、衆議院から出ました通り、一の變更もなしに可決いたしました、さう云ふ次第でありますから、宜しく御賛成を仰ぎます、尙ほ本案は簡單明瞭でありまするし、政府も全然同意になりましたのでありますから讀會を省略して御賛成あらむことを希望いたします。

○伯爵萬里小路通房君　讀會省略賛成。

○子爵秋月種英君　賛成。

○子爵伊東祐弘君　賛成。

○子爵池田政時君　賛成。

○子爵京極高備君　賛成。

○子爵前田利定君　賛成。

○子爵片桐貞央君　賛成。

○子爵本多實方君　賛成。

○淺田德則君　賛成。

○子爵堤雄長君　賛成。

○子爵豐岡圭資君　賛成。

○子爵井上匡四郎君　賛成。

○子爵藪篤麿君　賛成。

○山脇玄君　賛成。

○平山成信君　賛成。

○子爵青木信光君　賛成。

○男爵内田正敏君　賛成。

○議長（公爵德川家達君）　加太君の讀會省略の動議に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　三分の二以上と認めます原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第六、未成年者飲酒取締法案、衆議院提出、第一讀會の續、委員長報告、小笠原伯爵。

未成年者飲酒取締法案

右否決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月十七日

右特別委員長　伯爵　小笠原　長　幹

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵小笠原長幹君演壇に登る〕

○伯爵小笠原長幹君　委員會に御託しに相成りました未成年者飲酒取締法案の經過と結果とを極く簡單に御報告いたします、本案は未成年者の飲酒を禁止しやうとする法案であります、それで政府委員の意見は、本案の趣意に賛成すると云ふことでありました、從來の案は不徹底な點もあつたが、本案は多少改正されてあるばかりでなく、時勢上取締の必要があるものである、さうして飲酒は多く家の内で行はれるのであるから、其取締も困難ではあるけれども併し室外に於て、例へば花見の場所とか、さう云ふ場所で未成年者が飲酒をして居るのを目撃しながら之に取締法のないと云ふことは甚だ不都合だと思はれる、それは風紀を害するものである、であるから取締上賛意を表すると云ふことでありました、委員の中から一二質問もございましたが、結局委員中の一人の賛成者があつたのみで本案は否決されました、之を以て報告を終ります。

〔山脇玄君發言の許可を求む〕

○議長（公爵德川家達君）　山脇君は御質問ですか。

○山脇玄君　私は此案を成立たせたいと思ふ。

○議長（公爵德川家達君）　通告がございますから其後で願ひます、江原素六君。

〔江原素六君演壇に登る〕

○江原素六君　私は絶えず鐵道或は電車などの便利のない村落へ參りまして、常に講演などを致して居るのです、而して村落の有樣を見ますると、十年此方殆ど進歩して居りませぬのです、道路と云はず、橋梁と云はず、家屋と云はず殆ど進歩して居りませぬ、就中學校などは大切な機關であるに拘らず、何所の小學校も都會の外は殆ど改築をせねばならぬのに、壞れた儘であると云ふやうな有樣であります、就中增築と云ふことが迫つて居るに拘らずそれをも著手することが出來ませぬのです、而して一方は米價が高い、勞銀が高くなつたと云ふので、大層盛んになつて居るやうな外觀がございます、其一例としては、或は飲食店或は吳服店、或は藝娼妓の如きは幾らあつても足りない、成る程僅か千戶位の所の小さな都會でも藝妓などは三日も四日も前から言込まなければ聘することが出來ない、急行列車の寢臺を買ふやうに前金で買はなければならぬと云ふやうな有樣であると云ふことは事實であるのです、併ながらそれは皆勞働者が得た金を悉く飲食に使つて仕舞ふのです、それ故にさう云ふ方面は立派でございますけれども、勞働者の懷中と云ふものには殆ど貯金がないのであります、極めて憐れなものであるのです、それは何所からさうするかと云ふと、多くは飲酒であるので、酒を飲みましてそれから惡い遊をします、併せて又賭博にも這入るのです、青年が賭博に耽る有樣は非常な今速力を以て進んで居るのです田舍の小な店に博徒の親分は腰を掛けて待つて居ります、さうして德利を持つて居ります、青年を呼込む、呼んで一杯飲めと言ひます、厭だと言ふと何故厭だと言ふて恐ろしい顏をします、怖がつて一杯飲みます、さうすると其晩に二圓位な酒代を取りに行くのです、怖い顏をする、慄へて居る、今日は出來ないと言ふと、今日は出來なくても宜いと云ふ、其次に往來で逢ふと、怖いと思ふて居ると、にこ〳〵してちよつこり來いと言つて又酒を飲まします、さう云ふ風にして青年を子分に段々と引込む所の手際と云ふものは凄まじい手腕を振つて居るのです、それでありますから、或縣の如きは昨年の一月に青年會が新年大會をして居る時に、其大會の記念として悉くの人が賭博をして全部拘留されて仕舞つた、さう云ふやうな所もございますのです、畢竟するに皆酒と云ふものが一の媒ちとなつて或は賭博に這入る者もあれば、或は娼妓に戲むるゝ者もあると云ふ譯でございまして澤山這入りました金は殆どさう云ふ方面に消えて仕舞ふのです、近頃教育問題で或は中學の教育はどうする、或は小學校の教育はどうする待遇をどうする、一も二もなく政府ばかりに責任を負はして居りますけれども、吾々自ら吾々の子弟の爲には畫策せねばなりませぬけれども、さう云ふやうな餘裕は地方にはちつともないのであります、それ故に此未丁年者時代から酒と云ふものは惡いと云ふ事を知らせます、或は縱令取締が面倒でも或は不行屆でも國家と云ふものが未丁年者に酒を飲ませることは惡いと云ふことを認定しますれば、或は父兄に於きまして、或は學校の教師其他が矢張り國法の實現を希望して居る者は敢て警察官の取締を要せずして幾分か此方面に意を用ひることは明であるのです、殊に未丁年者時代に酒を飲みます習慣はどうしても脫けないものであるのです、成年になつて飲出した酒は屢々廢すことが出來ますけれども、未丁年者時代に始めました酒は容易に止められないものと見えます、私は長らくの間中等教育の世話をして居りました、或る立派な家庭の申分のなき良き子でありましたが、小さい中に家庭で酒を飲みまして、少しづゝ寢際に飲まなければ寢られませぬ、けれども勠のことでありますから、燗をすることも何も出來ませぬ、正宗の壜を買つて懷に入れて置きまして、さうして少しづゝ寢際に少しづつ嘗めるのです、併し成績は極めて宜しいのです、斯の如くして居る中に高等學校も優等で卒業を爲し、大學へ這入つて俄然として血を吐いて死んで仕舞つたのであります、其他此酒の爲に禍を蒙むる者がどの位だか分りませぬが、それ等のことは姑く措いて此勞働階級が酒に醉ふと云ふことは此位悲慘なものはございませぬ、何故ならば能率が非常に減るものです、前夜疲れて酒を飲んで眠を貪つた者と、酒を飲まないで翌日起きた者とは働方に於て非常に違ふものです、植木屋にしましても、大工にしましても、此寢酒を飲む者と、飲まない者との能率は非常に違ふものです、能率の違ふと云ふことは……能率の進歩と云ふことは矢張り社會の利益となるのです、酒を止めまするとと大層に其人の趣味が變ります、先づ勞働社會の者が酒を止めると必ず貯金をするに決つて居ります、酒

を飲んで居る時は始終金が足りないものです、唯酒の爲にのみ汲々として心配をしまして、何等の趣味もございませぬが、酒を止めると其反對に貯金をするものであります、私が昨年群馬縣へ行つて禁酒演說をしましたら、髮結床の下剃から手紙を寄越した、是までは幾ら取つても足りなかつたが、禁酒をしてから少しづゝ餘つたから貯金を始めたが、非常に面白いので十何圓とか僅か三月の間に金が出來たと言つて禮狀を寄越したのであります、其證據は露國の狀況で能く分つたのであります、今はどうなつて居るか知れませぬが、千九百十四年の八月半頃確か二十三日と記憶して居ります、露國は全國に對しまして禁酒令を發布しました、而して其の發布しました翌年に及び、即ち滿一年の間に勞働階級の貯金が殖えたことは大したものであるのです、御案內の通り露國の貯金は大抵百億留を出たり引込んだりして居りましたが、此禁酒令發布の後が戰爭で物價が非常に上つたにも拘らず、大藏省の報告を讀んで……報告に在つたのが新聞に出て居りました、確か「アドヴアータイザー」と思つて居ります、それが翌年に二百十三億四千七百留になつて居ります、一年の間に倍以上の國民の富が增したのであるのです、啻に露國ばかりではございませぬ、私が大正二年に亞米利加へ參りまして、彼方此方の村落を步きましたが「リビングストン」と云ふ可なりの都會の脇に小さな町があります、其町が教會に依りまして「ドライタウン」となつたのであります、酒を一切賣ることを禁ずる町になりました、さうすると其方面に居りまする日本の勞働者が是まで日本銀行を通して本國へ送る金が九萬圓位でございましたが、翌年には二十一萬圓になつたと云ふことを、「サンフランシスコ」の日本銀行の支店員から聞いたことがあるのです、今日は非常に發展して勞働者は賃銀が高く、米は高いでありますから、ちよつと見た所では吳服屋或は飲食店は立派なやうでござりますけれども、其實それを酒の爲に皆無意味に使つて仕舞ふのです、其結果として若い者の風俗、或は女の風俗、共に依然として改まらないのであります、併ながら或は縣知事、或は郡長、郡視學はなか〳〵敏腕家でありまするけれども、是等は多くは旅烏と云ふと無禮な言葉でありますけれども、永くは居ないのでありまする十年、十五年一つ所で國家の爲に意を用ひて改善策を敎らうと思つても……先づ前からの比例をして考へて居る眼から見まするると、風俗や或は富の遲々たることは歎息に堪へないのであります、外から來て赴任されたる所の郡長や、或は縣の屬官には前の事は分りませぬから、大層滿足して居るかも知れませぬけれども、私のやうに永く土著をして絕えず貧民の友となつて居る者の眼から見ますると甚だ遺憾に思ふのであります、獨逸の如き、或は英國の如き、或は皇帝、或は大臣などゝ云ふ者は屢々禁酒の必要なることを仰せられるのです、即ち先帝……獨逸の先帝ではなく今の「カイザル」、「カイザル」などが海軍の士官候補生の卒業式、或は陸軍士官の卒業式などに於て必ず軍人と云ふ者は禁酒が必要であると云ふやうな、詔の出ないことはなかつたやうに記憶して居ります、御承知の通りに英國の皇帝が「ロイド、ヂョーヂ」に向つて仰せられた言葉にも、お前が主張する所の禁酒は極めて必要である、我が皇室に於ては是より酒を飲むことを止めると云ふことで、今は總て宮樣初め皇族の人は家庭で酒を飲むことは止められたのであります、露國は今日あの通り紊亂でありますから、元の通り酒を盛んに造ることかと思ひましたが、さうではない、或は「ケレンスキー」にしても、或は「レーニン」にしても極めて破壞主義のやうでありますが、露國が禁酒に依つて得たる好結果と云ふものは實際上沒却すべからざるものと見えまして、反對に元の通り酒を造ることはしないやうであります、併せて人民の酒を飲むことは良くないと思つて居る所から、近頃日本の軍隊慰問でありますか、或は陸軍の酒保でありますか、澤山日本の酒を持つて行つて、さうして西比利亞地方の露民に賣付ける、誠に困ると言つて、公然の抗議でありますか、或は哀願的の要求でありますか、近頃日本の政府に向つて多數の酒を輸入することを止して貰ひたいと云ふことを申出たと云ふことが、矢張り「アドヴアータイザー」の雜報に在つたやうに記憶するのであります、勿論露國と云ふ國はあの通りな元からの狀態でありますから、非常に酒を飲むことの著しい國であります、それが爲め失火の多いこと、或は瘋癲病人の多いこと、或は警察事故の多いこと、併せて病人の多いこと、先づ名物でありまする、然るに失火は禁酒令發布以來、一年の間に十分の九失火の數が減つたのであります、或は瘋癲病人の發作も同く千分の二位ありましたが、六千分の一と云ふ風に減つたことが統計に出て居るやうであります、兎にも角にも此多數の勞働社會が此飲酒と云ふ趣味を變へて、健康を勿論進めてさうして是等の人の能率と云ふものを高くすると云ふことは、彼等の爲にも幸福でありますし、諸君の如く多數の職工を始終御使ひ遊ばす所の家庭の御方に於きましても職人其他勞働者社會の能率の進步することは矢張り決して吾々の損ではなからうと思ひます、貴族院に於て斯う云ふ小さな問題を可決する事はと云ふやうな思召のある御方もありませうが、それも私は尊敬する議論として拜聽しまするが、併し獨逸の斯の如く強い、英國の斯の如く確實であると云ふ國ですら矢張り皇帝自ら禁酒の必要を國民に折に觸れ時に應じて話をなさるのでありまするから、吾々戰後の經營としては歐米に一步も遲れを取らないやうに、或は國民の趣味の改善に於て或は富の力に於て益々意を用ひねばならぬものであらうと思ふのです、故に折角の委員會の決議に反對することは私として甚だ遺憾でありまするが、多數國民の基礎となる所の勞働階級の人をして酒と云ふものゝ趣味を他の方面に向くることは極めて彼我の幸福になりまするが故に願くばどうぞ此衆議院の提出の案に御贊成を願ひたう思ひまして一言御淸聽を煩はした所以でございます。

○山脇玄君　極く簡單でございますから自席で述べて宜しうございますか。

○議長（公爵德川家達君）　宜しうございます。

○山脇玄君　私も江原君同樣此案は成るべく通過をいたしたいと云ふ考であります、酒と云ふことは、「サカエル」と云ふ字が詰まつて酒となつたと云ふことは國學者から聞きました、それでありますから目出度い、成ほど一杯傾けまして氣分が善くなると云ふと何となく愉快な感じがするものでありまして私も元來酒を用ひまするものであります、併ながら是は飲んだ其心持を云ふのでありまして其結果は如何でありませうか、それは此節段々科學が盛んになりまして、社會の三大害毒は結核、花柳病、「アルコール」中毒、是は社會の三大病毒となつて居ると云ふことであります、而して其「アルコール」中毒と云ふものは本人自身に損害を與へるばかりでない子々孫々にまで其害を傳へると云ふことを聞きましてはどうも戰慄せざるを得ないのであります、唯今江原君の言はるゝやうに勞働階級の能率を減退すると云ふことは是はもう明な事實でありまして、それでありますから江原君の言はるゝやうに戰爭中は露西亞は「ウオッカー」の專賣を廢して六億に近い收入を減じて居る、英國は今言はれたやうに皇室が模範を國民に示し「アルコール」飲料水の製造時間を五時間に限り、佛蘭西は「アブサン」の販賣を禁じて其原料を杜絕し、二割五分以上の「アルコール」を含んだ飲料水を販賣する時分には政府の許可を要する、其他亞米利加の如きはもう本年の七月から全國禁酒をすると云ふやうな世界の有樣であります、我國はどうであるかと云ふに成るほど「アルコール」の爲に費す所の國民の費用はざつと五億圓位でありますが、外國の費す金と云ふものは十數億であつて即ち「アルコール」の爲に國民が費して居るそれに比しますと我國はまだ少いのでありますけれども、今日は如何でありませう、此米の暴騰に苦んで居るではありませぬか、其米を以て其害毒たる所の毒液を製造すると云ふ事は非常な是は不合利であらうと考へる、それでありますから、私共は未成年者のみならず成年者も擧つて酒を禁ずると云ふことは此際最も必要で、最も國民の實行すべき點であらうと思ひます、それでありますから少なくとも此未成年者に對して禁酒令を發すると云ふことは非常な必要なことで、之が出來ますれば、假令其取締は充分行屆かなくても、家庭の即ち監督者に餘程の注意を與へることになり、又一面には幾分か毒液製造の米を減ずることに或はなりはしないかと考へるのでありますが、どうか滿場の諸君、折角此衆議院から出て初めて政府も贊成せられました案でございますから、もう御一考下さることゝ私共は切に希望するのであります。

○男爵小澤武雄君　私は此案に付て政府に尋ねて見たいことがあります、此案に付ては政府も同意を致されたと云ふことを聞きましたが、同意になりました、趣意を此處で御述べにならむことを希望いたします。

〔政府委員杉山四五郎君演壇に登る〕

○政府委員（杉山四五郎君）　唯今小澤男爵より政府が本案に贊成の意を表明したる一通りの理由をと云ふ御質問でありますが、私は衞生當局としまして本

案に贊成いたしたる趣旨を簡明に申上げます、最早酒の害に付きましては專門家の間に定論がありまするので、況や專門大家の御方々が當議員の間にも御有りで在らつしやりますから、釋迦に御說法と云ふやうな蛇足を添へる必要もありますまいと存じますので、是は一切申上げませぬ、唯簡單に申しますると云ふと、內務省に大正四年以來保健衞生調査會がございます、各方面より我が同胞の最近十年間に於ける出生率は素より死亡率より多いのでございますけれども、其死亡率の出生率に對する割合が段々增して行く詰り死亡者の數が比較的年々向上して行くと云ふ、其原因が那邊に在るか素より肺結核の如き或は花柳病の如き、若くは寄生蟲の如き幾多の原因もありまするが、此心身を減耗すると云ふ上に於て酒の害あると云ふ見地からいたしまして昨年十二月二十三日付を以ちまして保健衞生調査會に於きましては未成年者の禁酒法制定に關する建議が出まして滿場一致を以て通過したのであります、此際一言附加へますのは滿場一致ではありましたけれども、石黑男爵に於かれましては、本案の通過に際し滿場一致を以て建議候也と云ふ案であるからして、此際は起立はして置く、併しながら若し此建議に依つて政府が提出せらるゝか、或は議會中何れの一院から此案が出ても、何れ本議場に於ては自己は斯かる種類の事は立法の方法に依らず、即ち法律の制裁に依らないで各家庭が自覺的に又道義的に家長先づ之を止めて此範を家族に示して所謂家族制の我國に於きましては寧ろ法律でなしに行く方が宜しからう、是は唯今男爵も御居でゝありますから永くは申しませぬさう云ふやうな見地からでありまして、他の御方には恐く贊同でありました、詰り滿場一致を以て保健衞生調査會を通過し內務大臣に向つて建議した次第であります、衞生當局としましては從來度々斯かる法律案が出ますけれども、未成年者を罰するの規定をなくして、酒を賣る者が未成年者に飲ましてはならぬと云ふやうでは徹底的でないと云ふ御趣旨を以て多くは否決の運命に逢つて居ります、然るに此度衆議院よりして提案されましたる本法案を見ますと、其片落ちと云ふこともなく、未成年者自體をも罰するの規定であります、で道義的に參りますれば最も結構でありまするか、矢張り斯かる問題は一面は法律の制裁を附して、而して他面に於きましては學校教育の方面から未成年者の飲酒の弊を矯めると云ふ方法を執ると云ふ、兩々相俟つて最も穩健な適當な方法と考へました、是れ衞生の見地より贊成を表しました所以であります、若しそれ取締の點に於きましては他に內務當局が居りますから、其政府委員より申上げます

〔政府委員川村竹治君演壇に登る〕

○政府委員(川村竹治君) 唯今杉山衞生局長から、衞生の見地よりして本案に對する贊成の理由を述べられましたが、私は取締の方面からして一言御參考までに申上げて置きます、飲酒の害と云ふことは先程から段々御述べになりました通りであります、今日は外國では一般に飲酒を禁ずる位の時代になつて居ります、我國に於ても段々此飲酒の傾向が減つて來るやうな傾きもありますが、併し尙ほ今日は此風習が存在して居るのみならず、未成年者も亦此惡風習に感染するの狀態であります、勿論各家庭に於きましては其父兄が子弟に對して相當なる注意を拂ひ飲酒の取締をして居ることは存じまするが、何分今日の實況に依りますと云ふと、是が完全に行はれて居りませぬ、文部當局に於きましても、それ〴〵學校職員等に對して訓示を發するとか、其他の方法を以て取締つて居るやうであります、又內務關係に於きましても地方の靑年子弟等に對しても相當訓諭をして居るのであります、然れども是亦十分に行はれて居らぬ點があります、それで今日に於ては各方面から相當取締をすると云ふことは最も必要であると思ふのであります、故に先づ國家が大體に於て未成年者の禁酒を好むのである、未成年者の飲酒を最も好まぬと云ふことの原則を茲に立てますことは、今日の取締上最も有力なることゝ考へます、先づ此原則を立てまして、さうして取締の方面から云ひますれば最も簡便に行きますのは、營業者を取締るのであります、營業者が未成年者の飲用に供すると云ふことを知つて酒類を販賣すると云ふ行爲を取締る、是は警察署の取締の下に居る所の營業者でありますから 比較的容易く取締が出來ます、それで其あとの部分は則ち家庭の取締に屬することになりますから是は法律に規定せぬでも、各家庭に於いて既に國家が斯う云ふ意思を表明した以上は、一層取締をなさることに便利もあらう、又都合も宜からうと思ふのであります、今日の時代に於きましては、未成年者の飲酒を取締ると云ふことは最も適當であります且つ此法案でありますれば、不十分ながらも兎に角相當の効果を擧げ得ることゝ信じまして、取締上から政府が之に贊成の意を表した次第であります。

○議長(公爵德川家達君) 他に御發言もないと認めますから採決を致します、本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者……

○議長(公爵德川家達君) 起立者數が不明瞭でございますから一應御著席を請ひます、本案の第二讀會を開くべからずと云ふ說の御方の起立を請ひます。

起立者……

○議長(公爵德川家達君) 如何にも不明瞭でございますから記名投票を願ひます、本案の第二讀會を開くべしとする諸君は白色票、開くべからずとする諸君は靑色票を投票函へ御投入を請ひます、例に依りまして書記官をして議席へ投票を受取りに差出します。

〔書記官投票を集む〕

○議長(公爵德川家達君) 投票漏れはございませぬか……投票漏れなしと認めます、是より計算を致させます。

〔書記官投票を計算す〕

○議長(公爵德川家達君) 記名投票の結果を御報告に及びます、投票總數二百十二、白色票を投じたる者、即ち第二讀會を開くべしとする者七十七、靑色票を投じたる者、即ち第二讀會を開くべからずとする者、百三十五、故に本案は否決せられました。

〔參照〕

贊成　七十七名
反對　百三十五名

贊成者氏名

侯爵佐竹義春君　侯爵佐々木行忠君
伯爵廣澤金次郎君　伯爵津輕英麿君
男爵野村素介君　山脇玄君
男爵高平小五郎君　男爵小澤武雄君
服部一三君　平山成信君
子爵實吉安純君　淺田德則君
男爵高木兼寬君　高崎親章君
大山綱昌君　大澤謙二君
男爵山根武亮君　黑岡帶刀君
荒川義太郎君　和田彥次郎君
河村讓三郎君　石塚英藏君
男爵坂本俊篤君　男爵肝付兼行君
男爵北大路實信君　男爵眞田幸世君
男爵安場末喜君　男爵長松篤棐君
男爵福原俊丸君　男爵永山盛興君
男爵橫山隆俊君　男爵黑田長和君
男爵島津久賢君　男爵赤松範一君
男爵今園國貞君　男爵藤村義朗君
男爵郷誠之助君　男爵小畑大太郎君
男爵東郷安君　男爵池田長康君
男爵矢吹省三君　男爵岩佐新君
鮫島誠之助君　澤柳政太郎君
橋本圭三郎君　倉地鐵吉君
山之內一次君　磯部四郎君
杉田定一君　室田義文君
安樂兼道君　安立綱之君
西久保弘道君　岡田文次君
大谷嘉兵衞君　江原素六君
大坂金助君　八木久兵衞君
多勢鑑五郎君　佐藤傳兵衞君
佐藤友右衞門君　星島謹一郎君
竹村與右衞門君　山田純精君
中村圓一郎君　藤本閑作君
高橋源次郎君　橋本辰二郎君
西川甚五郎君　勝田銀次郎君
平尾喜三郎君　竹內權兵衞君
三木與吉郎君　中山嘉兵衞君
島定治郎君　成清信愛君
櫻井伊兵衞君

反對者氏名

侯爵黑田長成君　侯爵德川賴倫君
侯爵蜂須賀正韶君　侯爵花山院親家君
侯爵細川護立君　伯爵萬里小路通房君
伯爵柳原義光君　伯爵川村鐵太郎君
伯爵小笠原長幹君　伯爵堀田正恒君
子爵伏原宣足君　子爵藤波言忠君
子爵唐橋在正君　子爵大宮以季君
子爵靑山幸宜君　子爵山口弘達君
子爵本多實方君　子爵舟橋遂賢君
子爵本多忠敬君　子爵藤谷爲寬君
子爵樋口誠康君　子爵稻垣太祥君
子爵毛利高範君　子爵東坊城德長君

子爵松平直平君　子爵青木信光君　子爵牧野忠篤君　子爵永井尚敏君　子爵五辻治仲君　子爵前田利定君　子爵西大路吉光君　子爵五條爲功君　子爵京極高義君　子爵吉田清風君　子爵本多忠鋒君　子爵秋月種英君　子爵片桐貞央君　子爵白川資長君　子爵丹羽長德君　子爵清岡長言君　子爵立花種忠君　子爵小笠原勁一君　子爵大浦兼一君　子爵米倉昌達君　松室致君　北里柴三郎君　小牧昌業君　折田彦市君　男爵宇佐川一正君　男爵村木雅美君　小松謙次郎君　大谷靖君　男爵太秦供康君　男爵武井守正君　男爵內田正敏君　男爵山內長人君　荒井賢太郎君　男爵南岩倉具威君　上山滿之進君　男爵山內豐政君　男爵竹腰正己君　男爵德川厚君　男爵坪井九八郎君　男爵黑川幹太郎君　男爵島津長丸君　男爵楠本正敏君

子爵松平直德君　子爵冷泉爲勇君　子爵酒井忠亮君　子爵伊集院兼知君　子爵細川立興君　子爵櫛笥隆督君　子爵井上匡四郎君　子爵京極高備君　子爵今城定政君　子爵大給近孝君　子爵藪篤麿君　子爵伊東祐弘君　子爵堤雄長君　子爵野村益三君　子爵米津政賢君　子爵八條隆正君　子爵新庄直知君　子爵西尾忠方君　子爵板倉勝憲君　小野田元熈君　男爵村田經芳君　男爵沖原光孚君　男爵山內萬壽治君　柴田家門君　男爵高千穗宣麿君　男爵西村精一君　男爵名和長憲君　男爵西紳六郎君　男爵神田乃武君　男爵阪井重季君　男爵藤井包總君　岡田良平君　男爵新田忠純君　中村是公君　男爵平野長祥君　男爵小早川四郎君　男爵若王子文健君　男爵千秋季隆君　男爵伊丹春雄君　男爵本田親濟君　男爵神山郡昭君　男爵安藤直雄君

男爵二條正麿君　男爵藤堂高成君　男爵寺島敬三君　男爵藤田平太郎君　三宅秀君　山田春三君　高橋琢也君　田所美治君　湯淺倉平君　鈴木摠兵衛君　石橋謹二君　二階堂三郎右衛門君　土田萬助君　横山章君

男爵調所恒德君　男爵島津健之助君　男爵高崎弓彦君　谷森眞男君　原保太郎君　仁尾惟茂君　石渡敏一君　高橋作衛君　大村彦太郎君　野々村久次郎君　岡本榮吉君　矢口長右衛門君　大森慶次郎君

○議長（公爵德川家達君）　日程第七、煙草專賣法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會の續、委員長報告、第八、織物消費税法中改正法律案、衆議院提出第一讀會の續、委員長報告、第七第八の兩案は同一委員に付託せられましたから、委員長の報告は束ねて煩はすことに致します、御異議はございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議なしと認めます。

煙草專賣法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月十八日

右特別委員長　侯爵　德川圀順

貴族院議長公爵德川家達殿

織物消費税法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月十八日

右特別委員長　侯爵　德川圀順

貴族院議長公爵德川家達殿

〔荒井賢太郎君演壇に登る〕

○荒井賢太郎君　本日は委員長德川侯爵が御缺席でありまするに付き、私より代りまして委員會の經過並に結果の報告を致します、唯今議題に上つて居りまする兩案は、煙草耕作組合又は織物業者の組合が煙草事務上又は織物消費税の徵收上、政府の事務を補助を爲したる場合に於ては、交付金を下付することが出來ると云ふ案でありまする、右の案に付きまして去る十八日に委員會を開きまして、先以て兩案に對する政府の御意見を承ることに致しました、右に對しまして政府委員より詳細に御意見並に御說明がありました、其の大要を申上げますると、煙草專賣法中改正案に付きましては、政府委員の御說明に依りますると、政府が煙草收納上各耕作者に亘つて一々交渉をすると云ふことは、非常に手數を要するそれ故に其の手數を省略する爲めに明治三十四年に於て政府が規則を示してからに、耕作者間に耕作組合の設立を促した次第であります、爾來漸次組合が成立しまして、今日は全國耕作組合の數が千九、聯合耕作組合の數が五十二に達して居る、煙草の品質の改善を圖ると共に、煙草收納に關する政府の事務に對して多大の便利を與へて居ることになつて居ります、それ故に政府も此組合の費用に對しては幾分の交付金をし、補助をする必要があると認めて居りました所が、昨年衆議院に於て其事に付て建議案が提出になりました、尙又本年に於ては衆議院より本法を提出になりましたから、是は理由あることゝ認めて、政府に於て本案に同意を表した次第であります、尙ほ其交付金の額は追加豫算を以て要求を致しまするが、全國の組合の總計費約十九萬圓の七割に相當する位のものが、政府の事務を幇助する爲に要する所の組合の費用と認めて、それを要求することに致す積りである、其額は十二萬七千圓と云ふ位の額になる、斯う云ふことでございます、而して其交付金は如何なる標準に依つて組合に交付するかと申しますと云ふと、是は各組合に於ける前年度の實績を參酌して當該年度に於ける交付金を適當に定めると云ふ方法を以て交付をしたいと思ふ、それ等の事は勅令に詳細規定する積りである、斯う云ふ大要御說明であります、右に對しまして委員並に政府委員等の間に幾多の質問應答がありました、其中二三の點を此所で御披露いたしまするると、交付金……組合に對しまする交代金の標準は、是は煙草收納の量目に比例して渡すと云ふやうな方法にすると云ふことが、或は標準が立つて宜しいではなからうかと思ふが、如何であらうかと云ふやうな趣旨の御質問もありました、それに對する政府の答辯は煙草を收納する量目に比例すると云ふことは一應御尤でもあるが併し實際組合の實績に依りますと云ふと、必ずしも煙草收納の量目の多少に依つて組合の働が比例して往くものになつて居らないのである、だからして寧ろ是は前年の組合の實績に照して適當に當該年度の數を定めると云ふ事が、事實に適切であらうと考へて斯樣に致す積りでありますと斯う云ふ御答辯であります、次に本案に依りますれば第二項に「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ文字が特に挿入してありますが、之に付て政府の御意見を御聞せられた點があります、右に對する政府の答辯は本案交付金は前年に於ける組合の實績を參酌して當該年度の額を適宜に定めるのであるから、豫め豫算を致して其額を限定する事は出來ぬものである、尙ほ一旦豫算を以て定めたる以上は此交付金に他日第一豫算金にて增補をすると云ふ事は必要もなし、又斯くならない積りであると云ふ意味に於いて本文に收納してあることは差支なく、又宜しいと考へる、斯う云ふ御答辯であります次に本案に依れば「煙草耕作者ノ組織スル組合又ハ其ノ聯合組合」云々とあります、聯合組合は耕作組合の集合して成立つものであるからして、若し此交付金を組合にも下付し、又聯合組合にも下付すると云ふことになると、重複交付すると云ふ嫌ひがあるが、其點に付ては如何であるかと云ふ質問がありました、それに對する政府委員の答辯は此交付金は決して重複交付を致しませぬ組合に交付をしますれば聯合組合に交付をしませぬ、聯合組合に交付をしますれば組合に下付をしませぬ、決して重複交付をすることはありませぬ、是等は勅令で規定する積りであると云ふ御答辯でありました、其他勅令の內容に付て質問がありました、之に對しても詳細なる御說明がありました、併し是等は速記錄を御覽下さいまするやうに願ひます、右に於て煙草專賣法に關する質問は了りました、次に織物消費税法中改正法律案、之に對する政府の御意見並に說明の大要を申上げますと、織物消費税の徵收上從來織物業者の組合又は販賣者の組合に助力を得てからに、政府は徵收上多大の便宜を得て居る次第である、それに付ては織物組合に於て相當の費用を要することであるからして、其實費に相當する位のものは交付するの必要があらうと、政府に於ても考慮を致して居つた次第であります、併ながら織物消費税等に付ては他に尙ほ改正するの點があると認めて居るから、他日の改正を待つて共に審議したいと云ふやうな考で、今日まで其儘にして置きました、處が恰も今回衆議院に

於て本案を提出になりましたに付きましては、是は理由ある改正案と認めて政府は其點に付て同意を表した次第であります、而して此織物組合に對しまする交付金の額を「織物ノ價額ノ千分ノ一以内ノ金額ヲ交付スルコトヲ得」と云ふ法案になつて居ります此千分の一以内と云ふのは、恰も今日に於て織物組合が仕事して居ります金額の内の、政府の徴税上の事務補助の爲に支出する出費に約相當して居る金額に當るそれ故に千分の一以内と云ふことに致した次第である、で之を織物金額の千分の一……織物價額の千分の一以内と云ふことは、恰も税額にしますると、約百分の一に相當する計算になる、然るに之を税額に取らないで、織物の價額に取つた所以は、税率は他日或は増減する場合があるかも知れないが、其場合に於て又交付金に異動を生ずると云ふことになるから、寧ろ其税の基準たる織物に標準を取つて置く時には、交付金に異動を來さないと云ふことになる、それ故に是は織物價額と云ふことに標準を取つて、織物價額の千分の一以内と云ふことに致した次第である、其金額は追加豫算を以て要求を致す譯であるが、明年度に於ては約十五萬八千圓位に達する見込であります、斯う云ふ政府の御説明であります、右に對しまして質問應答が委員と政府委員との間に在りました、其二三を茲に申上げますると、織物消費税の徴收と云ふことは、當然政府の職責に屬する仕事である、然るに織物業者組合に補助を命ずると云ふことになると、或は此消費税の徴收上責任の分界を紊ると云ふ虞はありませぬか、斯う云ふ質問が出ました、それに對して政府の御答辯は、課税價額の査定、税金の徴收と云ふことは、是當然政府の職責に屬することであるから斯樣なことは決して組合に任せないのであります、組合をして補助せしむると云ふことは、織物の種類を分類するとか、或は各織物業者の申告を取纏めるとか、或は此納税濟みの織物に對して捺印をする、其準備をさせるとか云ふ織物消費税徴收上の下調に過ぎないことをやらせるのであつて、從來それをさし來つて大に便利を得て居る、決してそれ以上の徴收若くは税額の査定と云ふことは、何等組合に於て干渉することでないのでありますから、明に責任は分れて居ります、斯う云ふ御答辯であります、次に本法に依れば交付金は織物價額の千分の一以内とある、織物價額を標準にしてありまするが、左樣いたしますると、木綿の織物の如きは多數の取扱があるにも拘らず、其價額は低廉でありまするからして手數が煩雜なるに拘らず、却つて交付金は比較的少額を受くると云ふことになる、之に反して絹織物の如きは其數量が少なく從つて取扱手數が簡便であらうと思ふが、併し其價額は高價であるからして、交付金は比較的多いと云ふことになりはしませぬか、其點は不公平を生じはせないのであらうか、斯樣な質問でありました、右に對する政府の御答辯は成る程多少斯樣な傾は免かれますまい、併ながら一方から見ると云ふと、木綿織物の如きは成る程數量は多數であります、併ながら是で區別、分類と云ふことは極めて簡單である、其點は却つて簡單でありまする、それに反して絹織物の如きは、成る程數量は木綿織物に比しては少ないでありませう、併ながら之を分類すると云ふことは非常な手數を要します、それ故に彼是れ相殺して左樣な不公平を生ずることはなからうと考へる、尚又如何なる方法を以て此交付金の査定の基礎を考へましても、極く公平に一點の不公平のないやうには定め難いのでありまして、先づ比較的織物價額を標準として其千分の一以内と決めることか公平であらうと思ふ、斯う云ふ御答辯であります、右にて兩案に對する質問を終りまして討議に移りまして、一委員より本案は組合を利用して煙草專賣事務並に織物消費税徴收上、多大の便利を唯今までも得て居る所でありますからして、本法に依つて益々其便宜を發達せしめたならば、官民の間雙方便利を得ることであらうからして、本案に賛成を致したいと、斯う云ふ意見が出まして全會一致を以て本案を兩案とも可決になりました、右御報告を申上げます。

○議長（公爵德川家達君）　唯今荒井副委員長の報告せられました兩案とも、一括して問題と致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、兩案の第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○荒井賢太郎君　直ちに第二讀會を開かれむことを希望いたします。

○子爵青木信光君　贊成。

○矢口長右衞門君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに兩案の第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　兩案全部を問題に供します、原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○荒井賢太郎君　直ちに第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○矢口長右衞門君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに兩案の第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第二讀會の決定通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　工業原料植物研究所設置に關する建議案、侯爵德川賴倫君外六名發議、會議委員長報告。

工業原料植物研究所設置に關する建議案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月十七日

右特別委員長　伯爵津輕英麿

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵津輕英麿君演壇に登る〕

○伯爵津輕英麿君　工業原料植物研究所設置に關する建議案特別委員會の經過並に結果を簡單に御報告いたします、本建議案の提出の理由は其發議者の一人たる三宅秀君が特に委員會に出席せられまして、既に本會議に於て述べられたる所を敷衍して説明せられました、其詳細は速記錄に載せてありまするから、それで御覽になることを希望いたします、今日の工業にして製造原料を植物に仰ぐものが洵に多い近來是等の製品の需要が段々に増加して最近の統計に依りますと、百萬圓以上を超える所の工業的植物の原料及其製品が大正六年に於て三億九千九百餘萬圓になつて居ります、それは輸入ですが、輸出が四億千餘萬圓になつて居ります、此大正六年度に於ける其金額と云ふものは總輸入額の金額の三割に當つて居ります、又輸出金額になると云ふと其四割に當つて居る、其外又百萬圓以下の品物であつて亦重要なるものがなか〱多いのでありまするが、それが毎年又増加して居ると云ふことも爭はれないことであります、所が我が國内に於ける所の其原料の缺乏が一般製品の市價の暴騰を來たして國民生活の苦痛を惹起すると云ふことになつて居ります、之を救濟するには是非原料の供給を潤澤にしなければならぬのであります、それで國產の工業原料植物にして其用途の充分講ぜられないものもあるからして、それを充分に講じ、又利用の方法を改良しなければならぬものもあるからして、それを充分に改良を施し、さうして輸入を防ぎ、國内工業の振興に資し、國利民福の增進を圖るのは戰後經營の最も急務であると信じます、それで工業原料植物研究所に於て研究すべきものは澤山ありますけれども、先づ其主もなるものは纎維原料植物、油脂、油の原料植物、軍需品の原料植物、揮發油の原料植物、染料の植物等であつて、此種の研究は我國に於てはまだ初めてゞあるけれども外國では既に研究をやつて居ることであるけれども我國に於てはさう云ふ研究はまだ一つもない、工業試驗所とか、或は林業試驗場とか或は農事試驗場の如きは其目的が甚だ狹くて、且つ高尙でないからして、是等の機關も尙ほ必要であるけれども、一層根本的に原料植物に付て其構造、生理、性質、種類、繁殖等に付て研究を爲して、利用上の研究を爲して又利用されないものゝ利用を圖り、又植物の性質も改良して一層有効なる利用を爲すと云ふのにあります、要するに其趣旨は理化學研究所と同じやうなものであつて、基礎的研究に依つて植物の改良方法を研究し以て工業の振興に資し、一面には野に遺利なからしめむと欲するのであります、斯う云ふやうな方法である所が、其經費は案外に澤山を要しませぬ三宅博士の説に依ると、先づ土地は農商務所管の土地を使ふことゝして、其建物は三四十萬、機械に十萬、都合創設費として約四五十萬を要します、毎年の經常費は七萬乃至十萬で足ることゝ思ひます、此僅の經費を以てそれで得る所は極めて大なるものがあります、又人選に付てもなか〱專門の人が要るのでありますからして、其人選がどうであるかと云

ふに帝國大學植物學教室にて相當の專門家を供給することもむづかしくないと云ふ話でありました、斯う云ふ意見である所が、政府の意嚮はどうであるかと云ふに、此本會議に於ても農商務大臣は旣に好意を以て此案を迎へられた、殊に委員會に於ても茲に出席せられた所の山林局長の言はれるのに、此種の研究は旣に多少はやつて居る、それで以て其都度研究の結果を發表して居る、併ながら其研究はまだ十分でなく、遺憾とする所があるからして、斯う云ふ研究機關の設置せらるゝことは誠に希望する所である、併ながら三宅君の言ふ如き組織の下にそれを設置すると云ふことは、豫算の關係もあるからして直ちに同意することは出來ぬけれども、併ながら大體に於ては其趣意に贊成である、斯う云ふ話でありました、それが本會議に於ては一人の異議者なく滿場一致を以て可決いたしました次第であります、此段御報告を致します。

○議長(公爵徳川家達君)　別に御發言もないと認めますから採決いたします、本建議案を可とする諸君の起立を請ひます。

〔起立者　多數〕

○議長(公爵徳川家達君)　過半數と認めます、明二十一日は通常通り午前十時より開會いたします、日程は決定次第御通知に及びます、本日は之にて散會

午前十一時二十二分散會

○大正八年三月二十一日(金曜日)

午前十時六分開議

議事日程　第二十二號

第一　大正七年勅令第三百七十三號(承諾を求むる件)(衆議院送付)　會議(委員長報告)

第二　道路法案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第三　時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第四　私立學校用地免租に關する法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第五　耕地整理法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第六　地租條例中改正法律案(衆議院提出)　第一讀會の續(委員長報告)

○議長(公爵徳川家達君)　是より報告を致させます

〔成瀨書記官朗讀〕

昨二十日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

執達吏規則中改正法律案

執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案

同日本院に於て修正議決したる左の政府提出案は即日之を衆議院に送付せり

醫師法中改正法律案

同日本院に於て可決したる左の衆議院提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

利息制限法中改正法律案

煙草專賣法中改正法律案

織物消費稅法中改正法律案

同日本院に於て否決したる左の衆議院提出案は第二讀會を開かさることを議決したる旨を衆議院に通知せり

未成年者飮酒取締法案

同日本院に於て可決したる工業原料植物研究所設置に關する建議は文書を以て即日之を政府に提出せり

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

私立學校用地免租に關する法律案特別委員會

委員長　伯爵　吉井幸藏君

副委員長　子爵　野村益三君

同日委員長より左の報告書を提出せり

高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律案可決報告書

私立學校用地免租に關する法律案可決報告書

耕地整理法中改正法律案可決報告書

地租條例中改正法律案可決報告書

大正七年勅令第三百七十三號(承諾を求むる件)可決報告書

請願文書表第九回報告書

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

阿片法中改正法律案

大正四年法律第十六號中改正法律案

○議長(公爵徳川家達君)　是より會議を開きます、日程第一、大正七年勅令第三百七十三號(承諾を求むる件)衆議院送付、會議、委員長報告、柳澤伯爵

大正七年勅令第三百七十三號

右承諾すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月二十日

右特別委員長

伯爵柳　澤　保惠

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔伯爵柳澤保惠君演壇に登る〕

○伯爵柳澤保惠君　御報告を申上げます、大正七年勅令第三百七十三號、此委員會は昨日開きまして直ちに可決いたしました、承諾を與ふることに決議になりました、此勅令は御承知の如くに昨年米價暴騰の際に於きました時に、發布になりました、緊急勅令であります、米及籾の輸入に對しまして免稅又は減稅の勅令でございます、一昨日本院に於て私が御報告申上げました大麥小麥及小麥粉の輸入に對しまして稅を減免する法案の時に申上げました通りに是は全く同一のものであります、但し是は昨年緊急勅令で發布になりましたのでありまして、此勅令にございます通り「勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ」と云ふことがございますが、是は本年十月三十一日までになつて居るのであります、政府は必要を認められまして、或は期間を延長することの爲に此承諾を求められたのであります、御承知の如く本文にございます通り「當分ノ内勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ」とございます、昨年の此緊急勅令に基きまして發布されましたる勅令は十月三十一日の指定でありまするが、勿論此必要がないと云ふことの御認が政府にあれば此提案はない譯であります、併ながら或は斯樣な必要もあらうかと云ふ將來の慮よりして出されたのであります、勿論米は政府の言明に依りまするど、矢張り本年も五六百萬石足りない見込であります、故に外米を時機に應じまして滑かに輸入いたしまして其調節を圖らうとするのであります、假りに十月三十一日の期限に至りまして最早此期間を延長する必要なしと云ふことでありますれば、此所で斷絕するのであります、將來例へば來年に於て斯樣なる勅令の必要を感じまする時が起りましても此勅令は働かないことになるのであります、是は御了承を願ひたいのであります、米及籾とございますが、籾の輸入はなかつたのであります、米のみであつたさうであります、米は百斤に付て一圓、即ち一石二圓半の輸入稅でありますのを、低減でなく免除になつたのであります、茲には低減又は免除とございますが、低減に非ずして實際免除になつたのであります、尚ほ委員會に於きましては此の輸入の時期のこと、又勅令發布後の外米輸入額、過去の輸入總額、内地府縣米のこと、現今の狀況と云ふやうなことに付て御質問がございました數量に關しますことは茲に材料を所持して居りますが單に合計だけを申上げて置きます緊急勅令發布後に於きまして外米の輸入の總計を申しまするど、大正七年十一月には約六十一萬石であります、十二月が四十八萬石、本年一月が七十萬石端數は申上げませぬ、二月が合計五十餘萬石、三月半ば迄即ち今月半ば迄で二十六萬石、合計大正七年十一月より本年三月中旬までに外米輸入が約二百六十餘萬石這入つた譯になつて居る、尚ほ四十一年より大正六年に至りまする所の平素の外米輸入額に付ては數字を持つて居りますが、是は省略いたします、御所望とあれば申上げるやうに致します、其他委員會に於ては細かいこともございましたが、別段、格別申上げる程のこともございませぬので省略いたします、要しまするに委員會に於ては政府の此提案、承諾を求むるに付ての提案を適當と認めまして承諾を與へることに決議になつた譯であります、どうぞ御贊成を願ひたうございます。

○議長(公爵徳川家達君)　本案に承諾を與へることに對して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異議ないと認めます、

○議長(公爵徳川家達君)　此際諸君に御諮り申したい事がございます、唯今書記官をして報告を致させました通り昨日衆議院より阿片法中改正法律案、大正四年法律第十六號中改正法律案を受領いたしました、此際議事日程を變更いたして此兩案の第一讀會を開きたく存じます、御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵徳川家達君)　是より阿片法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會を開きます、本日通牒文の朗讀は省略いたしたく考へます、御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異議はないと認めます

〔左の送付文及議案は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

阿片法中改正法律案

右政府提出案本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月二十日

貴族院議長公爵德川家達

衆議院議長大岡育造殿

（行間空なきものは衆議院の修正文）

阿片法中改正法律案

阿片法中左ノ通改正ス

第三條中「賣下クルモノトス」ヲ「賣下ケ又ハ交付スルモノトス」ニ、「政府ノ賣下ケタル阿片ノ外ハ」ヲ「阿片ハ政府ノ賣下ケタルモノ又ハ交付シタルモノニ非サレハ之ヲ」ニ改ム

第三條ノ二　阿片ハ内務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ輸出スルコトヲ得ス

第五條中「卸賣人」ヲ「醫藥用阿片販賣人」ニ改ム

第六條　醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者醫藥用阿片ヲ要スルトキハ○命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外○行政官廳ノ證明ヲ受ケ醫藥用阿片販賣人ニ賣渡ヲ請求スヘシ

醫藥用阿片販賣人販賣用ノ阿片ヲ販賣ノ目的以外ニ供セムトスルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第六條ノ二　地方長官必要ト認ムルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者ニ對シ醫藥用阿片ヲ賣下クルコトヲ得

第七條　醫藥用阿片ハ第六條第一項若ハ前條ニ依ル場合又ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外醫師、齒科醫師又ハ獸醫ノ處方箋ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス

第七條ノ二　醫藥用阿片販賣人ハ第六條第一項ニ依ル請求ヲ受ケタル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ醫藥用阿片ノ賣渡ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條ノ三　醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ定メタル價格ヲ超エテ醫藥用阿片ヲ販賣スルコトヲ得ス

第八條　醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ封緘ヲ施シタル藥用阿片ノ容器ヲ開披シ若ハ改裝シ又ハ封緘ヲ破毀スルコトヲ得ス

醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ封緘ヲ施シタル醫藥用阿片ニシテ封緘ノ無効トナリタルモノ又ハ容器ヲ改裝シタルモノヲ販賣スルコトヲ得ス

第八條ノ二ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ニ依ル賣下ヲ受ケタル阿片ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス

第八條ノ三　官廳又ハ官立ノ病院若ハ學校ニ於テ阿片ヲ要スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ交付ヲ受クヘシ

第九條　第三條第二項又ハ第三條ノ二ニ違背シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

阿片ヲ輸入シタル者罰前項ニ同シ

第十條　第三條第二項ニ違背シテ所有又ハ所持スル阿片ハ之ヲ沒收ス

第十條ノ二　第一條、第六條第二項、第七條乃至第八條又ハ第八條ノ二第二項ニ違背シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條　削除

第十二條ノ五　第十二條ノ二又ハ第十二條ノ三ニ依ル場合ニ於テハ懲役、禁錮又ハ拘留ニ處スルコトヲ得ス

第十二條ノ六　第十二條ノ二乃至第十二條ノ四ノ規定ハ第九條ノ犯罪ニ付之ヲ適用セス

第十三條中「醫藥用阿片卸賣人」ヲ「醫藥用阿片販賣人」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ醫藥用阿片卸賣人タル者ハ第五條ニ依リ指定ヲ受ケタル醫藥用阿片販賣人ト看做ス

本法施行ノ際現ニ醫藥用阿片卸賣人ニ非サル藥劑師又ハ藥種商ニシテ醫藥用阿片ヲ所有スルモノハ本法施行ノ日ヨリ三十日内ニ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ買上ヲ請求シ又ハ醫藥用阿片販賣人醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者ニ讓渡スルコトヲ得

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　阿片の賣下に付きましては、阿片法制定以來の實情を見まするに、年々賣下の數量は多くも三百貫を超えた事はないのでありまして、而かも需給の關係上何等差支ある點もなかつたのでございます、然るに此大戰以來俄に其數量を增しまして、大正三年以後一箇年の阿片調製數量は五百貫に達しました、單り數量が增加いたしたに止まらず、常に品の拂底を告げまして市價は益々騰貴いたして定價の五倍以上にも達すると云ふ有樣でございます、今日の儘に致しますれば、醫藥阿片の普及を妨げ、公衆衞生上支障を來たす虞があるのみならず、或は其取締の規則の不十分なる點よりして密輸出等も行はれやせぬかと云ふ虞もございまするそれ故茲に本法の改正を致しまして、藥品營業者間に相互賣買受授を許して居りましたことを此度は禁止いたしまして、卸賣人を改めて販賣人と致して賣買上の取締を嚴密に致しました、而かも今日までは政府で封緘いたしましたのを小別けを致して賣ることを許して居りましたが、茲にも弊害があると考へまするので、今後は政府封緘の儘定價を以てするに非ざれば賣渡すことが出來ない、斯う云ふ箇條を設けました、尙ほ罰則の中に於きましても、體刑を加へまして以て本法取締の目的を達したいと云ふ考でございます、之に對しまして衆議院に於きまして第六條、第九條に修正を加へ尙ほ第十二條の六を追加せられましたのでありまするが、何れも相當な修正な事柄で亦餘り大きなる事でもありませぬ、依つて政府は此修正に同意を致しました、右樣な趣意を以て改正を致さんとする趣意でございまするが、どうぞ御審議の上御贊成を願ひたうございます。

○議長（公爵德川家達君）　別に御質問もないと認めますから、特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

阿片法中改正法律案特別委員

伯爵兒玉秀雄君　子爵五條爲功君
子爵藪篤麿君　子爵米澤昌達君
男爵石黑忠悳君　男爵船越光之丞君
男爵千秋季隆君　山之内一次君
西久保弘道君

○議長（公爵德川家達君）　大正四年法律第十六號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

大正四年法律第十六號中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月二十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

大正四年法律第十六號中改正法律案

大正四年法律第十六號中左ノ通改正ス

「二千四百萬圓」ヲ「五千四百萬圓」ニ改ム

參照

大正四年法律第十六號大正三年臨時事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル法律

大正三年臨時事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲政府ハ額面二千四百萬圓ヲ限リ五分利付公債ヲ發行スルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　本案は大正三四年の戰役以後戰役に關して功績ある軍人軍屬中、陸海軍の部隊を離るゝ者に對しまして一般の行賞に先んじて是は行賞を致す必要がありまする爲に、其賜金に充つべき公債の發行を要する次第でありまするから大正四年法律第十六號中右行賞賜金公債の發行制限額三千萬圓を增加いたしまして之を「五千四百萬圓」とする必要がございます、依りて本案を提出いたしましたるものでございまするから、御審議の上速に御協贊せられんことを望みます。

○議長（公爵德川家達君）　特別委員の氏名を書記官をして朗讀を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

大正四年法律第十六號中改正法律案特別委員

子爵樋口誠康君　男爵村上敬次郎君
男爵宇佐川一正君　男爵横山隆俊君
若槻禮次郎君　勝田主計君
高橋作衞君　江原素六君
田中清文君

○議長（公爵德川家達君）　道路法案提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

〔左の報告書は朗讀を經ざるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月十九日

右特別委員長

伯爵林博太郎

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵林博太郎君演壇に登る〕

○伯爵林博太郎君 是より道路法案の特別委員會の經過並に結果を簡單に御報告いたします、此法案は重大なるものでございますからして、三月四日に第一回を開きまして三月十九日まで幾回も之を開會いたしまして、審議に審議を重ねた次第でございます、で本案の要領並に其質問、應答の經過に付きまして簡單に述べて見たいと思ひます、第一には總則と致しまして此道路に關する所の總ての用語に付て的確なる概念を明記した點であります、即ち道路適用の範圍は如何なるものであるか、道路の附屬物とは如何なるものであるか、其の他路線と道路との相違等、可なり詳細に用語の說明が出來たのであります、第二には道路の種類及等級等に關して從來は餘り的確なる說明がなし得ないやうなことであつたのが、今度はそれ等を更に明瞭に區別を致した次第であります、即ち明治九年の太政官達六十號があります位で、是等に付きましては實に杜撰なものであつた、又之を簡單に言つて見ますと云ふと、今までは第一國道、第二には府縣道、第三には里道と、斯う云ふ風な三つの大體區別が存して居つたに止りますものを、今回は國道、府縣道、郡道、市道、町村道と五つに明瞭に區別を致しました、而して其種類等級を定めたのであります、で國道の資格としましては現に國道たるものゝ外に「主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル路線」即ち第十條が加つた譯であります、縣道に付きましても適切、明確なる所の規定を設けました次第であります、で從來郡道として認むべきものも其資格に付ては頗る曖昧であつたのを、今回は一定の資格ある路線は之を郡道として經營せしむると云ふやうなことに、明になつたのであります、又認定官廳に付きましても不明でありましたのを、之を明かならしめた點も一つの改良した所であると思ひます、此認定と云ふ事に付きましては、國道は內務大臣、府縣道は府縣知事、郡道は郡長、市道は市長、町村道は町村長が之を認定すると云ふことを原則にし第三には管理者と云ふものゝ權限が明確になつたのである、管理者のことに付きましても亦管理者の權限と云ふものが明になりました次第で、此今回は管理者が其自己の管理區域以外にも必要ある場合には道路を認定する權限を有することになりました、是は抽象的に申しますると云ふと餘りはつきりしないやうでありますが、例へば此東京市から飛鳥山に至る道路の如きものは、是は市道として經營した方が又管理した方が適當なるものであると云ふやうなことは、都市の發展するに從つて必要が起ることは明であるから、此等の權限を今回の道路法案に於て明にしたのであります、道路の工事並に維持は管理者之を行ふと云ふことが、今回は原則になつたのであります、併ながら特別の場合には他の行政廳又は一私人が之を爲すべき義務を有することも規定されたのであります、勿論管理者の承認を經て之を爲すと云ふことになつて居ります、それから賃取橋梁、渡船場と云ふやうなものは、道路の原則としては、交通機關の中に賃取があるなんと云ふことは實に舊式であつて、勿論理想としては是等は無いのが適當でありまするけれども、財政の都合其他からして尙ほ已むを得ざる事情がありますので、是等も認めることに相成つて居ります、管理者にも特別の理由があれば此賃取を認めることが出來るのであります、又各位も御承知の通り道路には狹隘なるものが隨分ありますが、其中に電話の柱もあれば、電信の柱も建つて居る、電燈の柱も建つて居る其他色々なものがあつて道路が道路としての効用を完全に發揮し得ざるの現狀である、此故に道路の占用と云ふ事に付ては今迄のやうに簡單に當局に通知をして矢鱈に柱を建てると云ふやうな弊を防ぎ其他道路の効用を妨げざる事に付ては十分の努力をして居るのであります、又國家の事業に關するものは內務大臣の許可を要することゝ致しまして道路を濫設する等の事のないやうに戒しめてあります、第四に費用の負擔、此費用の負擔が、矢張り今日までは不明瞭であつて、明治十一年太政官の達がありますだけで、此四十餘年間簡單なる規定の下に是が行はれて居つて適當なる原則が無かつたのであります、然るに今回は道路に關する費用は皆管理者たる行政廳の負擔とすると云ふことが原則になつて明に定まつたのであります、府縣道は府縣知事が統轄する公共團體即ち府縣其もの、府縣と云ふ團體に於て其費用を負擔し郡道なれば郡と云ふ公共團體が之を負擔すべきである、斯う云ふ風に負擔の範圍が明に極まつたのであります、殊に內務大臣の指定する國道は例外としまして其新築の費用は國庫の負擔と相成りました、其他の國道の新設、改築の費用は國庫より一部を支辨することが出來る、斯う云ふことになつたのであります、此國道の全部か國庫の支辨でまだないと云ふことは、理想としてはどうであるかと云ふやうな質問がありましたが、先づ大體に於て是は其通りに極まりましたのであります、特別の場合と致しまして、府縣道以下の道路の新設改築に付きましても國庫より一部を補助し得る規定が出來たのであります、又他の公共團體、即ち府縣であるとか郡とか云ふものでなく、他の公共團體或は一私人とかが此費用の負擔をすべき場合には負擔をさせると云ふ規定も出來た、第五には監督、罰則、又不公平なることを行政官廳がしたときには訴訟の途を開くとか云ふ規定も出來て居ります、第六には現在の道路に及ぼす此法案の影響如何と云ふことであります、此道路法が出來ますれば、從つて國道も縣道も延長が延びることは是は明かなことであります、國道の範圍も從つて擴張せらるゝのである、府縣道の資格も擴張せらるゝのであります、今までは郡道と云ふものゝ公認の制度がなかつたのであるが、どうも郡と云ふものが存在する以上は之を公認する必要がありますからして郡道の資格と云ふものも明にされたのであります、市町村も自己の範圍外に權限は無かつたので、今回は之に權限を與へることにして大都市の道路に付きましては國道も府縣道も市長の管理に屬することになりました即ち市長、即ち都市に於て之を負擔すると云ふことが道路の改善上必要でありまして、其外尙ほ便宜であると云ふ點からして、斯の如く相成つたのであります、又此他の公共團體並に一私人に道路改築等を負擔せしめると云ふことは、是は又收入を得て道路の改良と云ふことの資源に充てることも出來ますので、從來よりは道路の改良と云ふことに付きまして便宜があると云ふことになります、道路交通の保護と云ふことに付ても、從來よりは非常に好都合に運ぶやうになるのであります、尙ほ調査機關と致しまして道路會議と云ふものを起して、さうして適當に法の運用を圖り道路の改善を期すると云ふことに相成るのであります、要するに此法案は明治二十一年來の懸案であり、三十年間其儘に或は議會の解散等に依つて提出の機會が無かつたのでありますので、今回是が上議せらるゝことになつたのでありまして、之を今日定めると云ふことは誠に急務であるのであります、現狀までの所を申しますと云ふとまあ質問應答は省きまして、色々今日までの所に於ては不都合な點が澤山あつて、まあ國道と云へば非常に重大なるものでありますが、即ち是は今回三間以上になつたのでありますが、現在の所では廣島から吳に行く道に即ち其國道の幅が僅か三尺と云ふ國道が現存して居る、其外に一間三尺位の國道が日本國中にはなかなか珍しくない、澤山ある、それから勾配もなかなか急勾配のものが現在に於て存在して居ります、愛媛縣には三分の一の傾斜などがある、是等は國道と致しましては甚だ不都合なものであることは明かであります、四分の一、六分の一などゝ云ふやうな勾配はなかなか非常に數が多いと云ふことであります、で此法案が通過しますれば是等の點に付ても十分改良し、其外種々の方面に於て改善が出來ると云ふことは明かであります、質問應答に付きましては速記錄に大體讓ることに致しまして是より討論に移りました時に、一委員より修正意見が出たのであります、此法案中、即ち此衆議院の修正案の中の第十一條、第十二條の第八號に設けられてある「地方開發ノ爲メ必要ニシテ將來前各號ノ一ニ該當スヘキ路線」とあります、此十一條も十二條も可なり明細に種々路線を認定すると云ふことに相成るのでありますからして、斯の如く明瞭に路線を極められる以上、更に第八を加へると云ふことになれば道路の濫設と云ふことが行はれて、甚だ困る場合が起るだらう、此故に此第八は削除した方が適當であると云ふことであります、即ち衆議院の修正案中第十一條第十二條の第八號を削除すと云ふ修正の動議が出ました、で是は嚴密にして置かないと云ふと、勢力のある官吏若くは議員の如き者が居住して居ると、其當局を脅かして動々もすれば必要もなき所に道路を濫設するやうなことは有り得ることである、故に此第八があると是等を濫用する處があるからして寧ろ是はない方が必要で、無い方が宜しいのである、之がなくても府縣知事の手心に依つては之だけの條項があれば相當の融通は出來るものである、斯う云ふ意味に於て修正の意見が出たのであります、それから此希望と致しましてはいろいろのものも出て居りますが、又此唯今の修正意見に對しまして多少の反對の意見がありました、即ち此日本が歐洲の文明國と伍するやうになつて居るが、どうも道路に付ては世界的のものに未だ發展して居らない、此道を開くと云ふことは即ち文明を向上する源泉となる

のであるから今日に於ては不必要と思つた道路でも之を建設してそれが爲に地方を開發する場合が澤山あるのである、此故に此第八はある方が宜いのであると云ふやうな説も出たのであります、又嘗ては此三島通庸氏が那須野ヶ原に道路を開發した時に於ては相當に地方の不滿が現はれたのである、然るに今日に於ては三島神社として尊ばれるやうな次第である、道路と云ふものは、其見込次第に依つては其當時に於ては未だ必要ならずと認められても之が其見込に依つて非常に開發の源泉となるのである、又此路面の改良と云ふことに付ての希望が出たのであります、豫算に於て八年度に五十萬圓を計上してありまするのは即ち横濱と東京の間、大阪と神戸の間に理想的の模範道路を造ると云ふ事でありますが、同時に又東京市内の如きは時にさうであるが道路が頗る雨天などの時に於て泥濘を極める、斯の如きことでは實に不都合であるから路面の改良と云ふことに十分意を加へられたいと云ふ希望が出たのであります、大體に於て此法案は三十年來も掛かつて審査討議したものであるに拘らず尚ほ隔靴搔痒の感があつて痒い所へ手の屆かぬと云ふ點があるのでありますが併ながら大體に其運用の如何に依ては十分にとは云へないかも知れぬが相當の効果を擧げ得るものであると云ふので唯今の修正説の精神を加味しまして特別委員全體の大體の意見として次の希望に於て一致したのであります、「衆議院の追加に係る第十一條第十二條各第八號の規定は之が適用に當り愼重なる注意を加ふるに非されは道路の濫設となり地方費の濫出を來たすの虞なしとせさるを以て當局は此點に付きて特に嚴正なる監督を加へられむことを望む」是等の希望に對して內務大臣は至極同感である、委員諸君の希望を十分に發揮し得るやうに努めると云ふことに於て政府は承認されたのであります、玆に採決を致しましたる所唯今述べました修正案は少數にて成立しませぬで、衆議院の修正案通り多數を以て可決に相成りました、此段御報告申します。

○議長（公爵德川家達君） 服部一三君。

○服部一三君 此處から述べて宜しうございますか

○議長（公爵德川家達君） 宜しうございます。

○服部一三君 私は此議案に付きまして意見、希望を述べまして、さうして又大臣のそれに對する御考を聽きたいと思ひます、此道路法案は本員等の永く其制定を希望して居つた所であります、此度此案の出ましたのは非常に喜ぶ次第であります、併し此法律の効果を能く現はすと否とは、主として費用の負擔と云ふことの其方法宜しきを得ると否とに大に關係があると思ひます、由來政府は道路改修と云ふことに付きましては屢々府縣等に向ひましては奬勵をされたのでありますが、政府自身は此道路に向つての費用を支辨する事は常に餘程小心であるのであります、それで此度の法律に於きましても第一此國道と云ふものは主務大臣が指定されて居る所のものゝ外は地方の負擔を以て此新設、改築、若くは修繕をせねばならぬと云ふ事になつて居るのでありますが河川等の如きも重要なるものに付きましては多大の金を費して御出でになるのである、其他いろ／＼のことに多大の國費を費して居られる所のものが澤山ありまするが、なぜ今日一般の者が道路の改築と云ふことに付ては切に其の必要を感じて居る際に於いて尚ほ此の國道の如きを政府は下級團體に委して、さうして、其の一部分を補助することを得ると云ふことにして御出でになるのは、甚だ私は遺憾に存ずるのであります、此の方法を以つてなさつたならば其の目的を御達しになることは誠にむづかしいと私は信じて居ります、それで少くとも東北の端より西南の端に達する所の幹線とも云ふべき國道だけでも宜いから、政府は進んで多くの費用を投じて之れを速に改築なさる所の必要があると私は思つて居ります、之を下級團體に委して御置きになると云ふことは甚だ當を得ないと思ひます、是が一つでありますそれから第二には道路を改築することに致しましても之を修繕することは多くは之を怠つてあるのである、是は私が申すまでもなく皆樣が何所を御歩きになつても分るであらう、道が出來ても其儘にしてあるから、草が生へる、穴がある、殆ど歩かれぬやうな有樣になつて居る所は、到る所にあるのである、道路の如きは常に之に修繕して行つて鞏めて其効能をなすものである、然るに其修繕と云ふことに付きましては、全く怠つてあつて、是が爲に殆ど改築、新築した所の金は廢つて仕舞ふと云ふやうな有樣になつて、居ると私は思ひます、それで此點に付ては今後特に御注意になるやうに希望いたしまする、さうして此三十三條の「主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス」とありまするが、是では道も出來ても修繕は誰がするやらちよつとも分らない、是で見ると道を御造りになつて、あとは棄てゝ御置きになると云ふやうにしか見えぬのであるが、無論是は政府でなさることゝ思ひまするが、是等のことも十分何かで明になさることを希望します、通路の使用と云ふことも今日までは多くは人が歩くとか、人力車が通るとか云ふ位で濟んで居りましたが、今後は自動車其他重い所の車が往來することが、餘程頻繁になるのである、故に此路面の造り方と云ふものも、今日までのやうに、唯だ一遍の砂利を敷いて置きさへすれば、それで宜いと云ふやうな御考で、國道其他の所のものを新築、改築なさつたならば、忽に道は大破損を生じて、却つて造らぬ方が宜いやうな危險なことを起すやうでありまするで、此路面を拵へ方に付きましては、今後は一層御注意にならなくてはならぬと思ひます、現に歐羅巴諸國でも、今英吉利などでも、此路面が自動車の爲に甚た破損するに付ては、是に關係して居る所の當局者は此數箇月は非常に心配していろいろのことを攻究して居るのであります、それで此點に付きましては、今後餘程御注意にならなくてはならぬ、特に或は東京、横濱の間とか、大阪、神戸の間とか云ふやうな所は、自動車又荷車が澤山往復する所でありますから、殊更に御注意を希望するのであります、又此道路に費しまする所の金と云ふものは、多くは固定して仕舞ひまして、此道路から直接間接の利益が上がると云ふやうなことは、そんなにありませぬが故に、此道路の費用を支辨すると云ふことは、いつも地方に於ては困難を感じるのであります、そこで若し道路を造るに方つて、道路の左右道路敷の保管或は十間とか十五間と云ふものを、兩方に必要なる所に當つては、管理者が買得ると云ふことに致しましたならば、道路が出來上りました以上は、其土地は値が高まるのである、其上に管理者が其土地は賣らうとも或は貸さうとも、或は必要なる所の營造物を其の所へ建てやうとして、さうして其の道に對する所の負擔の幾部分に充てると云ふことは、是は一つの方法かと存じます、是は御承知でもありませうが、歐羅巴の或國では既に其方法を設けて、餘程成功して居ると云ふことも聞いて居ります、私は多年此事の必要と云ふことは感じて居りまして、其事にならむことを希望して居るのであります、是だけは私の意見と希望であります、一應大臣に私の此意見に付きましての御意見を拜聽したうございます、

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君） 唯今の御質問、御希望に對して御答を申上げますが、第一道路の現在が時代の進歩に伴はざることは御話の通りと私も考へます、此道路法案が通過致しましても、御話の如く金の關係でござりまするで、財政當局者とは出來得る限りの協議を盡しまして、目的を達したい考でございます、第二、第三、第四の事柄は、何れも此法案の實行に關したことで、御注意の點は一々御尤もに考へまするので、十分に注意致したいと思ひます、第五の意見は、是亦如何にも左樣あつて宜しいことと考へまするが、此法案中には其規定は拔けて居ります、併ながら御話の如き事柄は、多く此市街地に起る例と考へまするので、唯今御審議中に屬して居りまする所の都市計畫法案中には、御意見の貫徹するやうな規定が設けてございます。

○男爵石黑忠悳君 此衆議院の修正の中に、政府が御同意でございまするから、無論政府で御說明になることゝ思ひますが「主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道其ノ他主務大臣ノ指定スル國道ノ新設」是は無論國道なるものは軍事の目的を有して居りまするもので有ませうが其當り前の國道の外に主として軍事の目的を有する國道と申しますると或は要塞に參りまする當り前の國道ではないが、それから岐れて要塞に參りまする道でございまするとか或は演習地へ赴く道でございまするとか云ふものを云ふのでございませうか、それを承りたいのが一つ、それから此軍事の目的を有しますると云ふ文字がございまするが此國道の橋梁と云ふものは無論軍事の目的を有して居るものと存じまするが橋梁が幾らの重さに耐へ得ると云ふ事が此軍事の目的を有する國道に屬するものでございますか、それを承りたう存じます。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君） 御答へいたしますが、三十三條の「主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道」斯う衆議院で修正になりましたのでありまするが、固より政府の原案に於ても左樣なる道路を專ら指定いたす考で居つたのであります、殊に玆に明瞭になつた次第でありまするで、何等差支ないと思ふて、同

遂いたしました次第であります、而して軍事の目的を有する國道と云ふのは唯今御尋の中に上りました例の如きが左樣であります、又箱根を越えて富士の裾野に至る乙女峠と申しますか、あれ等の線は即ち專ら改修の際には此目的より開きました道路であります、橋梁の重さに付ては政府委員より詳しく申上げまするが、大體は砲車を通じ、即ち軍事行動を致すに差支ないだけの重量に耐へなければならぬことでございます。

〔政府委員堀田貢君演壇に登る〕

○政府委員（堀田貢君）　唯今石黒男爵の御尋の軍道に架する橋梁の耐力に付てのことがありましたので其點を一言御答申上げたうございます、單り軍道に架する橋梁のみならず、全般の此道路の構造等に付きましては、本法第三十一條に依りまして、命令を以て之を定むる考を以ちまして、既に其命令の要綱に付きましては陸軍の當局とも打合を致しまして、內定したものがありますのでございます、其詳しいことを此所で申上げることは御尋の趣旨でありませぬやうでございまするから、橋梁のことだけを申上げます、橋梁の構造は此橋梁の長短に應じまして、左記の動荷量を支持するに足るべき橋力を有せしむる、即ち等布荷重と致しましては、橋面平積一坪に付き四百貫の重荷を滿載し、得るものたりと云ふこと、それから集中加重に付ては、國道橋にありては重量二千貫の車輛、一後輪壓が約八百貫、一前輪壓が約二百貫と云ふことに陸軍省と打合の上決めてあるのであります、尙ほ縣道橋にありましては、重量千六百貫の車輛の通過に耐へるものとしやうと云ふことになつて居ります、本法實施の際に當りまして是等の事項を命令と致しまして公布を致し、其標準に依つて築造せしめることに致したいと考へて居ります。

○男爵石黒忠悳君　續いてちよつと伺つて置きたい本員は此前質問いたしましたのは外ではございませぬが、軍道と云ふ字から考へ出しましたので、唯今の重量なるものは何から其御割出しになつて、此重量が必要だと云ふことが出來て居りますかと云ふことを伺つて見たい、それから縣道、郡道、國道、是は何から御割出しになつたか、其原則を伺つて見たいのが一つ、それからもう一つは近頃參りました、まだ日本には澤山ございませぬが、演習等に用ゆるものでございませうか、ございませぬか、併し陸軍當局が御見えになりませぬから分りませぬが、「タンク」が其橋梁に耐へまするか耐へませぬかと云ふことをちよつと伺つて見たい。

〔政府委員堀田貢君演壇に登る〕

○政府委員（堀田貢君）　御答へいたします、是は詳しいことになりますると云ふと、陸軍の當局より御答へいたした方が宜しからうと存じまするが「タンク」は見て居りませぬで、重砲を標準として斯る規定を致したことであります。

○矢口長右衞門君　本員は委員會の席で傍聽いたして、其際に一言質問いたしましたが、此本法の施行期日でございます、此の本法六十四條の規定に依つて見ますると「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と云ふことになつて居りますが、此期日は果して何年度より施行と云ふことになりますのでありますか、過日委員會に於ての御答辯では、九年より施行されると云ふことでございました、若し假りにさうなれば宜いが、萬一にも直ぐに之を施行すると云ふことになりましては、地方に於て非常なる事實上の齟齬が出來て既に縣會等に於きまして、最早八年度の道路其他のことの豫算は作られまして又將に實行せんとして居る、唯八年度でなくして九年度と云ふことであれば此法案を施行するに誠に好都合でありますが、其邊の當局者の御考は如何でありますか此本會議に於て改めて一言御伺を致したいものでございます。

〔政府委員堀田貢君演壇に登る〕

○政府委員（堀田貢君）　唯今矢口さんの御問に御答へいたします、本法施行の時期に付きましては委員會に於ても御答へいたしてあるのでありますが、本法施行に付きましては幾多の附屬の命令を必要と致しまするし、其他各府縣の道路の大體に付て調査する必要がありまするから、成るべく早く施行を致したいと云ふ考を有つて居りますけれども、相當の日子を要するのでありまするので、大體唯今の所では大正九年度より實施しやうと云ふ考を有つて居ります。

○議長（公爵德川家達君）　採決を致します、本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

　起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○伯爵林博太郎君　直ちに第二讀會を開かれむことを希望します。

○男爵高木兼寛君　贊成。

〔其他「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第一條より全部問題に供します、全部原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○伯爵林博太郎君　直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○男爵高木兼寛君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告、松浦伯爵。

　時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

　大正八年三月十九日

　　右特別委員長

　　　伯爵松浦　厚

　貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵松浦厚君演壇に登る〕

○伯爵松浦厚君　唯今より時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律案の經過並に結果を御報告いたします、抑々此特別委員會は三回開きまして、委員と致しまして愼重審議を重ねて、政府委員と委員との間に十分討議を重ねました次第であります、其經過に付きまして大體御報告を致したうございます抑々此案の精神と云ふものは何であるかと云ふことを一言茲に申上げますれば、御承知の通りに物價の影響は……時局の起りまして以來、物價の騰貴の影響に因りまして、大に地方吏員其他に於て生活狀態に艱苦を嘗めて居る者が多い、それが即ち主なることで、此改正案が提出になつた譯でございます、御承知の如くに國庫支辨になつて居ります所の官吏に於きましては既に五割增の臨時手當が支給になつて居りますけれども、まだ此地方に於きましてはそこに參つて居らぬのでございます、即ち道府縣若くは市町村に於きましては、中には既に其地方長官、市町村長の權限內に屬して居る所の徵收を致しまして臨時手當を二割なり三割なり支給せられて居るのでございますけれども、普く其支給が行渡つて居らぬのでございます、そこに依りまして此度其支給を普くしたいと云ふことでございますか、御承知の通りに今日は此權限外に臨時に租稅を徵收すると云ふものは戶數割若くは家屋稅等に依らねばならぬと云ふ所でありまして、他の國稅、地方稅と云ふものは制限を附せられて居るのでございます、それ故に此度其制限を法律に依つて緩和し擴張いたし、さうしてそれからして此不足を補充し、普く此生活の困難に堪へずに居る者を救はうと云ふ所であるのでありります、かるが故に政府に於きましては今日此新なる法律を出された譯でありますが、即ち此制限を擴張すると云ふのは何であるかと申せば、御承知の如く此地租と營業稅と所得稅の三稅に對する即ち賦課稅の制限を擴張いたしまして、唯今申上げました所の臨時手當の財源に當てしめむとする所の案でございます、此附加稅の制限が擴張せらるゝに付て幾何の資金を凡そ要するかと云ふことに付きましては、內務當局に於かせられまして算出せられた所に依りますと、凡そ四千萬の增徵金を要するのである、又大藏省に於きましての昨年度から……即ち本年度、八年度の豫算額は即ち凡そ一億四千六百萬圓でありますが、それを時局の起らない前、即ち大正三年度の決算額に比しまする と四千四百萬圓からの增加になるのであります、此增加額と云ふものは如何なる形に依つて增して居るかと云ふことを大藏省に於きまして、別に內務省の算定外……別の考を以て算定いたされた所に依りますると、凡そ此中の一割だけと云ふものは時局の影響に依つて起つたものである、それから來たものであると云ふことを見られまして即ち四百萬圓と云ふものは自然の膨脹であるが四千

萬圓と云ふものは時局の影響である、斯う云ふことに大藏省に於きましては判斷せられた譯であります、そこで今日地方の官公吏全部の俸給の總額は如何と申しますと、凡そ八千二百萬の俸給であります、それに對しまして五割增の手當を之に與へると云ふことになれば、凡そ四千萬圓を要する譯であります、さうすれば即ち大藏省の方で見られる所の四千萬圓即ち內務省で求めんとする所の四千萬圓と數に於ては殆ど同量の相似たるものである、付ては此算入を元として今度制限擴張を圖ると云ふことに……立案になつたものと考へます、ちよつと茲に……御承知でもございませうが、順序上御話申上げて置きたいと思ひますが、今日此資金を地方に於て制限して徵收する狀態は如何であるかと申しますれば、即ち現在の道府縣は、即ち地租の百分の十三若くは百分の三十を賦課されて居ります、營業稅は即ち百分の十一、所得稅は百分の四と云ふ斯う云ふ割合になつて居ります、市町村の方は地租が百分の九乃至百分の二十一、營業稅は百分の十五、所得稅も百分の十五斯う云ふ風の割合になつて居りますが、此附加稅の上に更に今度の其增額をちよつと茲に申しますれば道府縣に於きまして

〔副議長侯爵黑田長成君議長席に著く〕

二千七百五十九萬餘圓になります、市町村に依りまして市町村は三千三百十五萬八千餘圓と云ふことになつて居ります、それへ此度唯今申上げました新案に依つて起る所の道府縣に對しましては百分の八でありまして、それから道府縣に出て來る所のものは二千二百七萬六千餘圓と云ふものになります、市町村の方は即ち百分の六でありますから、其六を之に附加することになりますと千九百八十八萬四千何百圓と云ふものになります、其合計の數か即ち四千百九十六萬餘圓と云ふことになります、恰も唯今申上げました所の地方廳の內務省で寄せられたる所の四「萬圓と云ふものが此所に出る譯であります、之を道府縣に於きまして二千二百七萬餘圓の金を寄せまして、其中をどう云ふ風に分けますかと申しますと地方官吏の中の者と並に中等教員の者に五割增の臨時手當を給與される譯であります、其高が凡そ一千四百二十二萬六千何百圓と斯うなつて居ります、其殘額が、……道府縣に於て之を支給した殘額が凡そ七百八十五萬なにがしと斯うなつて居る、又今度市町村に於きまして今新に賦課される、新に徵收された所の金額は即ち一千九百八十八萬何千何百圓、斯う云ふ金は之を臨時手當として市町村の吏員それから教員等に分けることになりますと、凡そ此吏員の方が五割と致しますれば、凡そ六百五十萬餘圓となります、それから小學校教員の方に割付する方になりますと、凡そ國中の小學校教員は十四萬七千餘人と承つて居ります、それに五割增の臨時手當を給與することになりますと二千四十四萬五百餘圓となります、其處で今日まで御承知の如く昨年來義務教育の國庫負擔と云ふ所に一千萬圓出て居ります、其一千萬圓の中の八百六萬二千圓餘りの金と云ふものは是は小學校教員に給與されて居ります、それと唯今の二千何百萬と云ふものを加へまして、茲に丁度四千二百五十八萬八千何百圓と云ふものを給することになります、斯の如くに吏員の臨時手當の金額の六百五十萬一千何百圓、それから小學校の臨時手當の一千二百五十七萬何千圓、之を合しますると一千九百零七萬何千何百圓と云ふことになります、之を擴張費に依りまして增額いたしました所の一千九百八十八萬四千十一圓から除きますると、其殘額が八十萬四千九百圓と云ふことになります、唯今申しました所の支給いたしました殘額即ち八十萬四千九百何十圓と申すものは、如何なる所に之を支給されるのであるかと云ふことに付きましては大いに研究を要することと考へました、當局大臣に於きましても之に付ては大いに考へて居られることであらうと考へます、凡そ如何なる事に之を消費されるかと云ふことに付きまして、研究いたして見ました所、唯今申上げました所の臨時手當の外、即ち物價騰貴の影響に因りまして、即ち諸費とか或は廳費とか、或は市町村に於きましては色々雜費と云ふやうなものも加つて居ります、さう云ふものに此餘裕がある所の殘金は使ふことである、又唯今先刻來申上げました所に今日まで制限外に徵收いたして居る所の戶數割とか、或は家屋稅と云ふものは少なからぬことでありますから即ち此過剩の金があるならば即ちそれに於て立替をして居る者に立替金を拂ふと云ふことに用ひる、斯う云ふことでございます、又特別委員中に於きまして各種の質問が出ましたが、殊に此法案たるや實に一種の增稅であります、大事な問題であります、付きましては此法律の活用、繼續實施期間と云ふものは凡そどれ位かと云ふ質問が屢々出ました政府に於きましては之に答へらるるのに、時局の影響の繼續時期であると言はれました、併ながら此繼續時期は何時までのことでありますか、漠然たるかのやうであります、尙ほ此以上に質問を重ねました上に政府當局の言はれますに、即ち明に申せば即ち國庫費に依つて官吏の臨時增給手當を增して居るから、之を廢すると同時に是も廢すると申されました譯であります、尙ほ質問の中に家屋稅、戶數割其他各種の重い稅が地方に行はれて居るが、之に付ては十分此際に於て整理をし、成るべく重稅を課せぬやうにしたいと思ふが、どう云ふ御考であるかと云ふ質問がありました之に對して政府は出來る限り此際に於て之を整理したいと考へる、併ながら一體に稅制整理をしなければならぬと考へて居るから、尙ほ其際に於て此事は成るべく國民に無理の行かぬやうに整理したいと云ふ考である、斯う云ふ御返答でありました、今申上げました通りに此案の主もなる意味は即ち臨時に於て物價騰貴其他の生活難と云ふものを救助するが爲に起りました新案でございますが殊に此案に付きましての主眼たるものは、御承知の通りに此教員の生活難、如何に之を救助するかと云ふ所の精神に出たものでありますが、凡そ之に支給する上に付ては如何なる步合を以て之を支給するかと云ふ質問が澤山ございました、之に付きましては他に之に關聯する法律案も出て居りますから、其委員長から定めて詳細なる御報告がありませうと思ひますから、敢て私に於きまして其方に蛇足は加へぬ事に致したうございます、ちよつと此所に附加へて申上げて置きたいことは、御承知の通りに此案が果して通過いたしました上に於きましては、唯今現に行はれて居る法律の中の第四條、第五條に大いに關聯を……地方稅制限に關する法律案でありますが、此四條、五條に關係があるのでございます、殊に此五條に於きましては既に制限外の百分ノ十二を課してあります、此上に新なる此百分ノ八と云ふものを加へられると云ふことになつて徵收する場合が萬一ありますれば、なか／＼大いなる課稅でありまして五千萬圓以上若くは一億萬圓以上にも凡そ精細に算盤を取れば上りはせぬかと、大體に於て、私は調べた次第であります、之に付きましては委員に於きましても心配を致しまして、當局大臣に質問を致しましたが、此第四條、第五條のことに付ては無論新しく……新案を加へて別項として現はしてありまするが、第四條、第五條にも影響するけれども、成るべくは此度は之に止めて置いて第四條、第五條の附加稅の上には手を著けぬと云ふ御說明でありまして、大に委員も安心を致しましたのであります、右申上げます通りに三回の委員會を開きまして愼重審議、委員並に政府委員との應答を相重ねまして、此案を通過することに……可決することに致しました、併ながら唯今申上げます通りに此案は一種の增稅でございまするから、成るべく斯の如き稅は今日多からぬことを希望いたします、皆國民の最も希望する所で、又此院に列して居る者の總ての希望であると考へます、付きましては成るべく此稅は早く……實行の期が長からず、速に此案が撤回にならむことを希望して居りまするからして、希望條件と致しまして三種の條件を附して置きたいと考へまして、特に第三回の委員會には內務大臣の御出席を請ひまして希望條件の三種に對して大臣の御贊同を得御同情を得て居る次第であります、其二、三の希望條件を改めて茲に申上げて置きます、「一、臨時手當は當局大臣の言明せらるる如く道府縣官公吏並に中等教員及市町村吏員、小學校教員には國庫支給の官吏臨時手當同樣にして必ず五割の臨時手當を漏れなく給與せらるべし、二、內務當局に於ては將來出來得る限り重稅を緩和さるべく特に注意を乞ひたきこと、三、現在迄に已に二三割も臨時手當若くは給料を增せし分はそれを加へて全體にて五割に達する迄支給を爲すべきこと、四、物價低落に應じ制限額を按排輕減すること」此第四までの條件を附して此案を全會一致で委員會を通過いたしました次第であります、どうぞ滿場の各位に於かれましては御贊成あらむことを希望いたします。

〇副議長（侯爵黑田長成君）　鎌田勝太郎君。

〔鎌田勝太郎君演壇に登る〕

〇鎌田勝太郎君　私は此案に付きまして意見を述べ尙ほ政府當局に對し希望を述べまして以て施政の參考に供したいと思ふのであります、此時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律案……至つて長い名稱でございまするが、之を簡單に申しますると、即ち地方稅の增徵案であります、で其增徵は幾らかと申しますると府縣稅に於て二千二百萬圓、市町村

税に於て千九百萬圓、併せて四千百萬圓の增税案でございます、して見ますれば之を輕々に論議すべきものではない、而かも此增税が間接税でなくして、殆ど直接税の意味を有つて居るのであります、四千百萬圓の增税と云へば容易ならぬものである、今日我が豫算に於て直接國税四千萬圓以上の税金の這入るものは幾らありますか、唯所得税と地租ばかりであります、彼の喧しき營業税の如きは三千三百萬圓しか取れないのである、是は八年度の所謂過大なる豫算と稱するものにすら三千三百萬圓の計上であります、それを四千百萬圓の增税案、併ながら時局の爲に必要なる支出であれば國民も――

「議長公爵徳川家達君議長席に復す」

忍んで受けぬければならぬのであります、唯今委員長の述べられた如く其支出に於ては吾々も同情を表するのであるから此案に付ては强て反對は致しませぬが、此案を賛成すると同時に政府に向つて大に注意を望むのである、其注意を望むと云ふ點の第一は事實の運用を能くやつて貰ふのである、運用を注意して貰ふのである、又は當分の中とあるが是は事實當分の中として貰ひたい、增税をする場合には多く短いやうに思はれるやうな形式を用ひるが、多くは短くない、矢張り末代になつて仕舞ふのである、法律で規定してあるものは其時分出來た法律であつて欲いのである、即ち先例に依つて云へば日露戰爭の時分に非常特別税と云ふものを拵へた、是は實に戰爭中であるから非常特別税は已むを得ぬことである然るに世の進歩と共に支出が殖えたものであるから其後税制整理とは云ひましたが、何も整理はしない其非常特別税を總て本税に直したのである、かるが故に此度の此案も當分の中とあつても亦必ず是は繼續して……四千百萬圓の增税は私は繼續して受けなければならぬやうになるであらうと心配をするのである、否、事實なるであらうと確信するのである、それで此增税に付ては政府は地方税の緩和をすると云ふ誠に巧妙なる文字を使つてある、成る程地方税の今日財源に乏しい上から云へば緩和でありませう併し此緩和と云ふことは取る方から云ふので、取る方から云へば緩和であるが、出す方から言ふと過重である、緩和どころではない洵に過重で苦しい譯である、併し是も洵に已むを得ぬ施設に對する租税であれば、自分は忍んで受ける譯で、之を增税すると同時に最も當局者の注意を要するのは戸數割の關係である、此地方税なり町村税の收入の主たるものは申すまでもなく國税の附加税、それと戸數割税、それと雜種税、斯う大體分つて居りまするが、其中でも最も金高の多いのは戸數割税と地租割の附加税とが多いのである、從前、餘程以前に於ては、此國税の附加税と戸數割税とは稍々權衡が保てて居つたのである、然るに支出の年々殖えるのに困つて、一方の國税附加税に於ては制限があり、一方の戸數割には制限がない、故に支出の增加に伴ふて制限のある附加税では致方がないから、總て無制限なる戸數割に持つて行くのだ、故に戸數割の增加と云ふものは近年著しいものである、殊に此戰後は一段の增加を來たして、殆ど堪へない程の增加である、故に此案を出して一方の制限のあるものを解くと云ふことは是は已むを得ぬでございませう、さうして戸數割と國税附加税との調和を取つて行くと云ふことは洵に結構であるが、是が今後どうなるかと云ふことを考へると、今まで從來例へば戸數割と國税附加税とが五十、五十で對等であつたものが、一方に制限があるから段々戸數割が增して行つて戸數割が百になつて附加税は矢張り五十で居る、所が今度此制限の擴張に依つて、附加税は七十五になり戸數割は百である、稍々均衡を保つて來るやうになつて來たのである、所が是から先はどうなるか、是で戸數割が上らぬものならば宜い、是から先き金が要るやうになつて來ると、又戸數割に課ける、さうすると元々五十五十であつたものが五十と百とになり、大變な相異になる、今度七十五に上ぼしたから相異が少くなつた、更に又今度戸數割を百二十五にする、斯う云ふ風に「追はへごつこ」をするやうになつて來たが、租税の過重に堪まらなくなつて來る、殊に其戸數割税の徴收法と云ふものが甚だ宜しくない、是は御承知の通り以前には一戸づつに充行つて貧富の酌量をせなんだ時代があります、近頃は總て貧富の酌量をする、而して是は何所でやるかと云ふと町村會でやります、町村會が之をやりまするが、偖て此貧富の酌量と云ふのは甚だむづかしいことで、大きな家に居る者は必ずしも富者でなし、小さい家に居る者は必ずしも貧乏人でないのだ、又不動産を澤山持つて居るからと云つて是で富者とも云へない、不動産を持つて居る一方に借金をして居る者がある、不動産は少いが資金を持つて居るとか、有價證券を持つて居る者もある、此貧富酌量と云ふことが實際なかなかむづかしい、眞面目に村會町會議員が決めてもむづかしいのであるが、近頃是に又惡い弊風が出來たそれは何かと云ふと、彼は大きな家を建てて居るから戸數割を澤山課けてやれ、彼は威張るから課けてやらう、甚しきに至つては、彼等は此間の衆議院の選擧に反對黨を入れた奴だから、少し餘計課けてやれと云ふことになる、又此間或る人から聞けば、或る町村に居る駐在巡査が正當に職務を執行する、甚だ窮屈で困るから、あの巡査を外にするには戸數割をしつかり課けてやれ、戸數割を澤山課けたら、あの巡査は居堪まれなくなつて外へ行くだらうから、先づあの巡査に澤山課けてやれと云つて、極く少給なる巡査に澤山課けたと云ふことを聞いて居る、此戸數割の賦課方法と云ふものは甚だ好くないのだ、それが爲に町村の平和を害し町村の發達を鈍ることがある、故に或る府縣に於ては町村の財産家が其土地を出て行つて、負擔を免れやうとする者もあるに至つて居るのであります、茲に於てか政府當局者に於きましては、此戸數割に對して、何とか一つの方案を立てられたら宜からうと希望するので、是は單り私の意見のみならず、斯樣なる意見を持つて居る者は天下に澤山あると考へる、既に衆議院に於ても左樣なる意味を以て質問された者があつたかのやうに承つて居ります、是は必ず當局者も心配されて居ることであらうと考へるのである、併し此戸數割に相當の制限を加へる、元の善良なる方案を立てると云ふことは、なか〱むづかしいことである、今日各府縣に於て區々になつて居る、之を劃一の下に行はうと云ふことは、餘程面倒でありまするが、併し是は面倒だと云ふて此儘に歳月を經たならば、益々面倒になつて遂に行ひ得ることが出來ぬやうになりはしまいかと心配するのである、故に此度のやうに斯樣なる案で、四千百萬圓も增税する際に方つて、國民が多數の增税を忍ぶ代償として、傍らの戸數割税を巧まく調理してさうして租税を負擔するものに安心を與へると云ふことは當局者の責任であらうかと考へる、此戸數割のことに付て私が斯樣にしたら宜からう、斯樣にしたら宜からうと云ふことは此所では言ひませぬ、餘程是は複雜なるものであつて、さう一口に申すべきものでもない、又内務當局者も必ずや是は考へて居らるることと考へまするから、其考へをゆる〱なさらずに、どうか此四千百萬圓の增税と共に速に考慮を廻らされ、税を負擔する國民に安心を與へられむことを希望して已まぬ次第であります、茲に此案を已むを得ないものと思つて賛成をすると同時に、それだけのことを政府當局者に希望して置く所以であります。

○阪本釤之助君　唯今鎌田君が御述べになりました御希望の事柄は特別委員會に於ても、既に委員中より希望を述べられて、唯今實は委員長の御報告中に餘儀ない事で中座を致して聽漏らしましたが、特別委員會に於ても斯の如き希望を申添へて可決のやうに心得て居りますが、果して左樣でありましたらうか、政府當局も此事は諒として居られるやうに特別委員會の經過としては承知して居りますが、左樣な經過でありましたらうか、甚だ不都合でございますが、特別委員の御報告に明に其事は御述べになりまして、政府も之を諒として居られることと心得て宜しうございますか、御手數ながら委員長から御說明を請ひたいと思ひます。

○伯爵松浦厚君　唯今左樣に御報告いたした積りであります。

○議長（公爵徳川家達君）　採決いたします、本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵徳川家達君）　過半數と認めます。

○伯爵松浦厚君　直ちに第二讀會を開かれむことを希望します。

○子爵白川資長君　贊成。

○議長（公爵徳川家達君）　直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（公爵徳川家達君）　御異議ないと認めます。

○伯爵松浦厚君　直ちに第三讀會を……

○議長（公爵徳川家達君）　まだ濟みませぬ。

○議長（公爵徳川家達君）　全部を問題に供します、全部原案に御異存ございませぬか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（公爵徳川家達君）　御異議ないと認めます。

○伯爵松浦厚君　直ちに第三讀會を開かれむことを希望します。

○和田彦次郎君　贊成。

○議長（公爵德川家達君） 直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 私立學校用地免租に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告。

私立學校用地免租に關する法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月二十日

右特別委員長 伯爵吉井 幸藏

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵吉井幸藏君演壇に登る〕

○伯爵吉井幸藏君 私立學校用地免租に關する法律案であります、是は教育の振興に資する爲め私立學校の用地に對し地租を免租するの必要ありと云ふ理由を以て提出されたものであります、私立學校の總計は二千五百餘あるのであります、其中本法案の第一條の第一號に當りますものが千百三十餘ある、第二號に當る分が千三百七十餘あるのであります、此第二條の中で幼稚園が四十二、小學校が百六十、中學校が七十八、高等女學校が七十七、實業學校が三百四十五、專門學校が五十餘あるのであります、其他は即ち各種學校と稱するものであります、此學校の敷地の總計が百十萬三百四坪あります、委員會に於きましては種々御質問もありましたが、兎に角此所で報告する程の事もございませぬでした、其質問の結果、別に御意見も出ませず、誠に結構の案であるから皆御贊成でありまして、委員會は全會一致を以つて可決すべきものなりと議決いたしました、本案は從來議院に出ました同じ目的を有つて居る法案には能く公益法人の用地も地租を免ずると云ふことが書いてあつたのでありますが、本案にはさう云ふ事がありませぬで、誠に單純簡單になつて居りまする譯でありますから、本院に於きましては讀會省略を以て委員會決議通り御贊成あらむことを希望いたします。

○子爵八條隆正君 贊成。

○子爵野村益三君 贊成。

○子爵堤雄長君 贊成。

○子爵本多忠敬君 贊成。

○子爵秋月種英君 贊成。

○子爵藪篤麿君 贊成。

○子爵本多實方君 贊成。

○小野田元凞君 贊成。

○子爵西大路吉光君 贊成。

○男爵石黑忠悳君 贊成。

○男爵武井守正君 贊成。

○加太邦憲君 贊成。

○男爵內田正敏君 贊成。

○高田早苗君 贊成。

○鈴木摠兵衞君 贊成。

○男爵阪井重季君 贊成。

○議長（公爵德川家達君） 吉井伯爵の讀會省略の動議に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長（公爵德川家達君） 三分の二以上と認めます

○議長（公爵德川家達君） 原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 日程……次の兩案は同一委員に附託せられましたから一括して委員長の報告を煩はします、耕地整理法中改正法律案、地租條例中改正法律案、第一讀會の續、委員長報告、武井男爵。

耕地整理法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月二十日

右特別委員長 男爵武井 守正

貴族院議長公爵德川家達殿

地租條例中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月二十日

右特別委員長 男爵武井 守正

貴族院議長公爵德川家達殿

〔男爵武井守正君演壇に登る〕

○男爵武井守正君 唯今議題に上ぼりました耕地整理法中改正法律案の委員會の結果を御報告申上げます、本案は是まで漁業に關しました規定がございませぬから、耕地整理施行上に往々行惱み差支を來して居りますので、それ故に可惜利用し得られます土地も其儘に拋棄されてあります所が少なくないのであります、で其解決に迫られまして此改正を企てられましたのでございます、故に九條中に「漁業ニ關スル登錄官廳」と申す文字を加へ、其以下の各條に漁業に關しましたることを挾みましたのでございます、左樣いたしまして湖海の埋立、干拓等に支障のないやうにして、廣く利用をさせやうと云ふのが改正の趣旨であるのでございます、併し衆議院に於きまして第十四條乃至第十六條の修正と、及附則に第二項を加へましたるのでございますが、是は地租條例改正案の結果でございますから、其事柄は地租條例改正案の場合に申上げることに致します、で色々質問應答もございましたけれども取立てゝ御紹介申す程のこともござりませぬ、條は多數の條でございますが、其事柄は極く簡單なのでございます、委員會に於きましては愼重審議を盡しました後に、全員一致を以て可決を致しましたのでございます、是で耕地整理法の御報告を終ります、それから第二に地租條例中改正法律案、是は第十六條の第二項中に「十年目」とございます、開墾著手の年より十年目に當りまして、其成功の部分に地價を修正する譯であります、で十年目でありますると期間が短かうございまするから企業費の幾分だにまだ償却することが出來ませぬ期間でございますから、其鍬下年限を延ばして二十箇年、鍬下年限を延ばしまする、故に「十年目」を「二十一年目」と改正をする譯でございます、それから「三十年以內」を「四十年」と改正いたしまするのは、十年以內では不可能であると看做しました開墾願は、其鍬下年限を「三十年以內」と致して居るのでございます、それを「四十年」に延ばしました、で官有地を開墾しまして私有地に歸しましたる土地は「十年以內」とございますので之を十年殖やしまして「二十年」と致しました、又五項中の「五十其以內」とございまする、是は官有水面の埋立、干拓等でございますが埋立、干拓をして民有に歸しましたときに其浸害免租年期を許可するのに「五十年」とありましたのを「六十年」に延ばしました、「三十年以內」とありまするのを「四十年」と致しましたるのは地目を變換する爲に開墾に齊しい費用を要した場合は三十年の地價据置年期を許可する譯でありまするのでありますが、それを「四十年」にする附則には本法施行前に依りまするものは、從來の例に依つて、遡つて此法律を適用しないと云ふ條を置きましたので、地租條例改正法律案も尙ほ審議の末全會一致を以て可決を致しましたことでございます、兩案共に是で報告を終ります。

○議長（公爵德川家達君） 御異議がなければ唯今委員長の報告せられました兩案共に一括して問題に供します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 兩案共に第二讀會を開くに御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○男爵武井守正君 直ちに第二讀會を開かれむことを願ひます。

○子爵西大路吉光君 贊成。

○議長（公爵德川家達君） 直ちに兩案の二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 兩案共に原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○男爵武井守正君 直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○子爵西大路吉光君 贊成

○議長 公爵德川家達君） 直ちに兩案の第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます、來る二十四日の議事日程は決定次第御通知に及びます、本日は之にて散會。

午後零時八分散會

〇大正八年三月二十四日(月曜日)

午前十時五分開議

議事日程　第二十三號

第一　大正八年度歲入歲出總豫算追加案(第三號)審查期限を定むるの件

第二　大正八年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第一號)審查期限を定むるの件

第三　豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件(追第二號)審查期限を定むるの件

第四　地方鐵道法案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第五　輕便鐵道補助法中改正法律案(政府提出衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第六　鐵道抵當法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第七　鐵道船舶郵便法中改正法律案(政府提出衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第八　鐵道營業法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第九　軌道條例中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第十　仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會の續(委員長報告)

第十一　大正七年法律第三十七號中改正法律案(衆議院提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第十二　中等學校敎員優遇に關する建議案(侯爵德川賴倫君外六名發議)　會議

〇議長(公爵德川家達君)　是より諸般の報告を致させます。

〔長書記官朗讀〕

去る二十一日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

道路法案

時局の影響に因る地方稅制擴張に關する法律案

私立學校用地免租に關する法律案

耕地整理法中改正法律案

同日本院に於て承諾すへきものと議定したる左の政府提出案は即日之を奏上し又承諾すへきものと議決したる旨を衆議院に通知せり

大正七年勅令第三百七十三號(承諾を求むる件)

同日本院に於て可決したる左の衆議院提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

地租條例中改正法律案

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

會計士法案特別委員會

委員長　伯爵堀田正恒君

副委員長　上山滿之進君

司法代書人法案特別委員會

委員長　伯爵柳原義光君

副委員長　山脇玄君

同日委員長より左の報告を提出せり

大正七年法律第三十七號中改正法律案可決報告書

地方鐵道法案可決報告書

輕便鐵道補助法中改正法律案可決報告書

鐵道抵當法中改正法律案可決報告書

鐵道船舶郵便法中改正法律案可決報告書

鐵道營業法中改正法律案可決報告書

軌道條例中改正法律案可決報告書

仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案可決報告書

請願委員會特別報告第七號

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

大正八年度歲入歲出總豫算追加案(第三號)

大正八年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第一號)

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件(追第二號)

同日衆議院より左の本院提出案は同院に於て可決し奏上せる旨の通牒を受領せり

史蹟名勝天然紀念物保存法案

同日侯爵德川賴倫君外六名より七十一名の賛成を以て左の建議案を發議せり

中等學校敎員優遇に關する建議案

〇議長(公爵德川家達君)　是より會議を開きます、本日も通牒文の朗讀を省略いたしたく存じます、御異議がございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〇議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

〇議長(公爵德川家達君)　日程第一、大正八年度歲入歲出總豫算追加案(第三號)、第二、大正八年度各特別會計歲入歲出豫算追加案、(特第一號)、第三、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件(追第二號)、審查期限を定むるの件。

(第三號)大正八年度歲入歲出總豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月二十一日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

(特第一號)大正八年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月二十一日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

(追第二號)豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月二十一日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

〇國務大臣(男爵高橋是清君)　今回提出いたしましたる大正八年度追加豫算は歲入、歲出各々千四百七十餘萬圓でございます、其事項は或は時勢の進運に應じ、或は法律制度に伴ひ必要已むべからざるもの若くは災害の復舊に要しまする經費等でございます何れも緊急已むべからざる支出でございます、即ち其主もなる事項の金額を申しまするど、警察費連帶支辨が三十餘萬圓、神戸、門司兩港の修築費が一括して百四十餘萬圓、帝國開墾株式會社補助金が三十萬圓、織物組合交付金が十五萬餘圓、軍人恩給增加が百四十萬圓、府縣災害土木費國庫補助金が六百十餘萬圓、同じく災害土木費借入金利子の補給額が三十餘萬圓、仙臺遞信省所管諸官署火災復舊費八十餘萬圓等でございます、右歲出に對しては神戸及門司港の設備費分擔金百四十餘萬圓、及前年度繰入金千三百三十餘萬圓を以て之が財源に充當する計畫でございます、神戸港修築費の總額が二千七百十餘萬圓でございます、十箇年間の繼續費でございます、内外貿易設備費及防波堤の築造に要する經費でございます、又門司港修築費は總額五百二十五萬圓は八年度間の繼續費でありまして内外貿易設備に要する經費であります、以上は一般會計に付て申述べましたが、尚ほ專賣局以下四特別會計に於て追加を要するものがございます、其他災害土木費借入金利子補給及帝國開墾株式會社補助に付きまして豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすべく要しまするもの、又南滿洲鐵道株式會社の利益配當に關する契約條項を變更するを至當と認めまするに依り、以上三件に付き茲に豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすの件の協賛を求めた次第でございます、以上御審議の上御協賛あらむことを望みます、此際特に申上げて置きますが、まだ大體の説明を要する點もございます是は農商務省所管の臨時部に置きます帝國開墾株式會社の補助金三十萬圓に關することでございます、此會社のことに付きましては世間に段々誤解があります、其誤解の甚く所は既に政府が曩に開墾助成法案を出した其後で突如として此開墾會社の奬勵金を決するに至つたのでありまして、恰も政府が何か富豪の意を迎合して彼等を庇ふと云ふ誤解であります是は開墾助成法案は政府に於きましては今日は食糧問題を主としたるものでありまして、彼の奬勵法案に依つて總ての食糧問題が解決せられたりとして滿足して居る趣意ではありませぬけれども、先づ第一著手として施設せんとして居るのであります、常に外國等の比例を見ますると云ふと如何にも我國の面積は人口等に照し外國に比例を取りましても耕地の少なきは著しい次第でありまして、佛國に於きましても人口三千九百萬人で面積が二十萬七百方里でありまして、其開墾地は總ての面積の五割九分を占めて居るのであります、獨逸、英國、伊太利の如きも何れも四割九分、四割八分、四割六分と言ひまして稍々其面積が半ばに達して居りまするが、單り我國は五千六百萬の人口を有し國の面積は十四萬九千方里でありまするが開墾地は僅に其一割五分に過ぎぬのでございます、總て此農產の物資の少ないと云ふ事が即ち國の富の增進を遲々たらしむる原因であり

ますから、豫て政府は我國の開墾地の著しく進歩せんければならぬと云ふ必要を感じて居りましたる際國産奬勵會及東北振興會なるものを組織して居られる有志諸君が、今日の時勢に於て開墾を奬勵することの必要を認められ、其計畫を總理大臣に話されたのでございます、豫て政府は開墾の奬勵に付ては考へて居りましたる所、其計畫は恰も政府の考へて居つたる所と一致點があつたのでございます、併ながら總ての計畫の詳細に至るまで商議を盡す暇はなかつたのであります、大體骨子となる要點に付ては開墾會社の計畫者と政府とは其意見が一致したのでありまするが、此時機に於て此仕事をなさんと欲して追加豫算にも計上したる次第でありまして、決して此富豪の意を迎合して、之を庇つて爲に此會社を起すなどゝ云ふことは計畫者に於きましても、政府に於きましても毫も其考は無いことは無論の話であります、故に初めより其話の中に政府が八朱の配當を保障すると云ふことは、唯其事だけを聞きますれば如何にも保護の厚きと云ふ觀念を世人が持つであらう、誤解を來たされてはならぬからして、最初より發起人、贊成者たる者は株は千株に止める、其以上は持たぬやうにして成るべく全國に廣く此株を募集したいと云ふのが第一の希望であります、政府も固よりさうなければならぬと考へて答を致したる次第で、且又先般來米國に於て自由公債を發行した結果米國民が一般に勤儉と云ふ觀念が大に涵養されまして、自由公債應募高の殖えると同時に貯蓄金まで殖えて行くと云ふ好結果を現はしましたのは、國民をして國家の爲に浪費してはならぬと云ふ考を、此自由公債募集の結果に依つて得たる副産物であつたのであります、普く此株を全國に亘つて募集しますれば、今日我國の開墾の必要なることは矢張り米國の地方の人々が貯蓄の必要を感じたことゝ同じことに此開墾の必要なることの觀念を喚び起さすと云ふことになるのでありまして、最初よりして此株の募集に付きましては發起人、贊成者が多く持たぬと云ふことの一つの條件であつたのであります、又同樣な次第でありまして、もう一つは此會社は營利を目的としないのである、どこまでも國家的の働き、謂はば國家に代つて働いて開墾の實を擧げると云ふ精神に出たのであります、故に營利の目的は無いのであります、他の營利會社と違ふと云ふことが第二の一致點であります、それ故に富豪の爲に設けた會社なぞと云ふことは全く誤解に出て居るのであります、第二の誤解は開墾助成法に依つて開墾するものと、此開墾會社との二つの區別が明になつて居らぬのであります、それより誤解を生ずる、開墾助成法に依つて開墾を奬勵いたしまするのは主もに其土地を自ら所有せんとする者に向つての是は奬勵法であります、已の有つて居る土地若くは政府から拂下げたる土地を開墾して長く已の所有にして、さうして其收穫に依つて將來に利益を獲得せんとする者に向つての助成法であります、故に人々の自由でありますから、國家の見地より見て、此所を開墾すべきものなりと云ふ必要を國が感じましても、强て開墾助成法に依つて個人に向つて必ず之を開墾しろと云ふことは出來ない性質のものである、どこまでも個人の自由の考に委せて開墾を奬勵すると云ふ趣意に出て、而も其開墾地は其開墾した人の所有に長く歸するものである、此帝國開墾株式會社なるものは之に反しまして、一寸の土地も長く會社は所有することが出來ないのであります、三千萬圓の資本を投じ、それを繰返し繰返し利用運用し、以て出來るだけ土地を開墾して、さうして出來上つた開墾地は自作農又は緣故者、地方の公共團體等に片端からして殆ど原價を以て拂下げて行くと云ふ方針であります、是が即ち營利を目的としない一つの事實であります、斯の如く大體に於て開墾と云ふことを勸むる目的に於ては同一でありますけれども、其手段と結果に至つては全く別なるものであります、而も開墾會社に向ひましては是は何れ實行の場合に至りますれば土地利用調査委員と云ふやうな機關が出來まして、個人若くは團體の資財を以て開墾をし得ない所のものを國が命じて以て開墾をさせる、それには大資本を要すると申しますのは、大なる機械の働きに依らなければならぬのであります、土地を起し若くは木の根を掘り返すと云ふやうなことは、人手を以てしては勞費が掛かつて償はぬのでありますから、それを機械の働きに依つて爲し、或は又灌漑、排水等の工事にしても、唯一部局の國民の自由に開墾せんと欲する土地だけに付ては、左樣な機械等に資本を下しては到底算盤が取れぬと云ふやうな者を國が此會社に命じて成るべく勞費を安くして、機械の働き等に依つて當り前の人の爲し得ざる場所の開墾をさせると云ふのが目的でございます、而して此開墾會社は出來上つた土地は必ず個人若くは團體等に原價……殆ど原價を以て拂下げて行くと云ふ賣渡して行くと云ふ性質の者であります即ち發起者等の話に依りますと今日職業に離れたる勞働者の如き者が身體さへ壯健であれば殆ど何等持たずに行つて、此會社が開墾したる土地に就ては小屋も造つてやり農具も貸してやる、さうして自作農になる、今日我國の農業上の缺點は年々自作農家の減少して行く事であります故に第一に自作農家に若くは其緣故者に之を拂下げ、或は公共團體に拂下げ、其順位を以て拂下げ、賣渡して行くと云ふのが目的でございます、故に此二つのものは全く區別のあるものであります、又一つの誤解は二重利益を得ると云ふことが誤解になつて居ります、此二重利益を得ると云ふことは、一方は助成法に依つて補給を得、一方は開墾會社の八朱の補給に依つて利益を得る、一人して二重の利益を得る、斯う云ふことを言振らすのであります、斯樣な事はあられないことなんであります、此開墾會社なるものは自ら開墾助成法に依つて開墾すると云ふことは其性質に於て爲し得ざること、又政府も許すべからざることである、如何となれば此會社が土地を所有すると云ふことは目的でないのであります、又禁じてある所であります、開墾助成法案に依つて補助を受ける者は土地を所有すると云ふ者である、故に此會社が開墾助成法に依つて二重の利益或は補助を得ると云ふことは不可能であると云ふことは是で明であります、此開墾助成法に依つて其助成金を得て開墾せんと欲する者は開墾會社の力を借りることが出來るのです、先にも申上げたる通り此開墾會社なるものは色々な機械を用ひて、さうして開墾は費用を安く出來ると云ふことは明であります、故に開墾助成法に依つて開墾せんとする者が自ら勞して開墾するよりは會社に賴んで開墾して貰つた方が安く出來る、斯う云ふ算盤が立ちますれば會社に之を賴むのであります、さして開墾助成法に依つて開墾する者は會社に開墾して貰ひましても、其實費に對しては矢張り六朱の補給は仰ぎ得るのであります、然るに開墾株式會社に委託して開墾して貰ふ爲に勞銀が少ないと云ふことは、開墾の實費の少ないと云ふ結果になりますから、從つて政府が開墾助成法に依つて補給する所の利子をそれだけ減ずる次第でありますそれで却つて開墾助成法たるものが一方にはあり、一方には開墾株式會社なるものがあつて、此助成法に依つて開墾せんとする者の仕事を助くることが出來る、然るに反對論者は助成法の妨げになると云ふことでありますが、決して妨げにならぬ、兩々相助けて以て目的を達すると云ふことになるのであります、故に二重の利益と云ふことは決して無いのでございます、又衆議院に於きまして中々此問題に付きましては、質問も答辯も澤山にございまして、皆速記錄に載つて居るのでございますが、偶々一層反對者をして誤解と云ふ口實を與へしめた茲に一つの遺憾の事實があるのでございます、是は衆議院の豫算委員會に於て會社の定款、目論見書等が見たいと云ふ請求が或る一委員から出たのであります、而して會社に於きましては假の事でありまして、總てそれを他の染料會社の年八朱の補給をして居りますあの定款を殆ど其儘寫して假に拵へて、政府はまだ之を審議する暇もなくして、是は完全のものでないと云ふことを農商務大臣より斷つて參考の爲に衆議院の豫算委員の手許にそれが出たのであります、然るに不幸にして、他の染料會社の定款を其儘寫したやうなものでありますからして、豫て政府が說明して居る所と矛盾して居るものが多くあるのであります、是は政府として甚だ遺憾とする所であります、併し何分時期が切迫して居りまして、假の請求である、政府が此定款、目論見書、命令書を充分に審議する暇がなく參考の爲に不充分なるものとして出したのが却て害になつたやうな事であります、其以來衆議院に於きましては質問、應答を重ねました結果、政府の眞意の在る所、帝國開墾株式會社なるものの實體も能く其質問、應答の間に判明いたしたのでございます、其所に於て衆議院に於きまして此案を贊成せらるゝに當つて條件が附いたのであります、希望もあつたのである、それは豫算總會に於て質問、應答のありました中からして衆議院の或る議員の了解した點を摘んで此の如く了解して宜いか、斯く希望して宜いかと云ふことを尋ねた、それは、一、株式は公平に募集すること、一、計算を監督し賞與等特に監督すること、一、年々開墾すべき地積を豫定し認可すること、一、個人乃至法人の開墾助成法に依り開墾せむとする者と競爭することを許さざること一、天災其他の或る事由に因り損失を招く憂ある地

區を開墾せざるやう取締ること、一、土地利用調査委員會の如きものを設け取締の徹底を期すること、一、助成法に依る事業者が委託する場合には會社は其引受をなすこと、此事項に付て衆議院の豫算總會に於て政府は如何に考へるかと申しますからして政府は之を實行するかと云ふことでありましたからして、政府に於きましては、是は實行すると云ふことを明言いたしたのであります、此時は偶々農商務大臣が病氣に罹つて出られませぬでございまして、私が代つて此委員會に於て此通り實行すると云ふことを明言いたしたのでございます、續いてそこで初めて此株式會社なるものゝ實體も能く分り、又開墾助成法等の關係も能く分つた、依つて更に政府が此帝國開墾株式會社補助命令中に記載する事項を掲げて之を條件としまして衆議院は此追加案全部に贊成をせられたのである、其條項は、一、會社の配當は如何なる場合に於ても年八分を超ゆることを得ざること、如何なる場合に於ても八分を超えざること、一、前項の配當をなし尙ほ剩りある時は既往に於ける資本の缺損に對する補給金を返還せしめ、尙ほ剩りある時は其の剩り金に應じ開墾地賣拂代金を減額することゝし、其の減ずべき金額は各年度に於て政府の承諾を經ること、一開墾地は自作農たらしむる者、緣故者、又は公共團體の順位を以て優先賣渡をなすこと、一、前項の場合に於ける開墾地の賣却價格は開墾成功費の五割増に當る金額の範圍內に於て之を定むること、但し其他の場合は政府の承認を得て此標準に依らざることを得、此前の項と此項は此會社の主たる目的でありまして、開墾地は順位を以て申しますると、自作農たらむとする者が第一、其緣故者即ち次男、三男と云ふ緣故者が第二位、第三が公共團體、之に對して優先賣渡をなす、此賣渡價格は成功費の五割増百圓掛つたものは百五十圓までの範圍に於て賣る、併し其三者の外の者に賣る時には政府の承認を得てもつと高く賣つても宜い、斯う云ふ事になつて居る、一、北海道は除外す、但し北海道長官の要求ある時は此の限に在らず、北海道は御承知の如く既に開墾の計畫も立つて、特殊の矢張り保護をして居りますからして、此會社は抑々內地の開墾の面積を殖やさうと云ふのが第一でありますからして、北海道には直ちには及ばぬ、初めからの計畫でございましたが、尙ほ北海道には現在左樣な獎勵法もあるのである、併ながら北海道長官が此會社の働きを彼地へ要するものありと認めて請求したる場合には、會社は北海道にも其仕事をすると云ふ事にもなる、此數項を命令書に加へると云ふ事に付ても亦少しも政府の考と是は變らぬのでございます又發起人等と話をした要點でございますからして、直ちに是は同意を致したのであります、前の希望と言ひ、此條項と言ひ、政府は進んで之に同意を表して居るのでございます、玆に於て始めて此開墾助成法と開墾會社なるものゝ關係、區別、性質等も能く判然と致しまして衆議院に於ても協贊を與へられたのでござります、何卒諸君に於かれましても御審議の上速に御協贊を與へられむことを希望いたします

「若槻禮次郎君演壇に登る」

○若槻禮次郎君　私は此帝國開墾株式會社の補助のことに付て質問を致したいのであります、此會社の事柄に付ては農商務大臣は別段御說明なくして大藏大臣が荐りに御辯明になつて、而かも政府の之を計畫せられた趣意を述べらるゝことは少なくして世間に向つて辯明をせられ、誤解があるからと云ふて誤解に對する辯解に甚だ御努めになつたのを見ても、なか〳〵此事柄に付ては疑ふべき事の少なからざるものであると云ふことが分る次第であるのであります、それ故に私も此機會に於て自分の疑つて居る所數箇條を御尋ねしたいと存じますが、之に付ては

「副議長侯爵黑田長成君議長席に著く」

一箇條每に一々御答辯を承つてそれを十分に質しては更らに次に移りますと云ふと、最も明瞭するのでありますけれども、會期切迫の今日に於て左樣なことを致しまするど非常な時間を取りますから、便宜上私は自分の承りたい箇條を皆擧げて此處で伺つて置きますが故に、政府は之に對する一つ〳〵に向つて明瞭に御答辯を願ひたいのであります、詳細にと云ふことは申上げませぬが、明瞭に御答辯を願ひたいのでございます、第一は政府は今日の食糧不足問題を解決するが爲に耕地を殖やして之に依つて食糧を増加すると云ふ計畫を作ると云ふて此度開墾のことの獎勵の方策を御立てになつて居るのでありまず之に付て政府は最初より開墾助成法に依つて開墾を獎勵することゝ、帝國開墾株式會社なるものを設けて之に特權を與へて開墾をせしめること、此兩者を以て開墾をして食糧を增加すると云ふ政策を實行すると云ふ御考であつたのであるか否や、私の申上げるのは政府の開墾獎勵策なるものが、開墾助成法に依つて開墾せしめるものと、帝國開墾株式會社なるものをして開墾せしむることの二つのものに依つて政府の方策を實行なされると云ふ御考であつたのであるかどうか、是が第一問であります、之を御尋ねする所以のものは、さうではない政府は開墾助成法に依つて食糧問題を解決する考であつて、然る後開墾會社なるものを造らうと云ふ話が出たから、更に之にも贊成したと云ふことでありまするど、政府の開墾助成方針なるものは、方針が動いて居ると云ふことになるのであります、一定した考に依つて開墾の獎勵をし之に依つて食糧の不足を補ふと云ふことでなくして、是もやりかけて見た、又あれもやりかけて見ると云ふことであると、政府の方針は一定して居ないと云ふことになりまするが、まさかさうではあるまいと思ひますが、政府にはちやんと初めから考があつてさうして此兩者に依つて開墾の目的を達すると云ふことであらうと存じますが、若しさうであるとするならば、何故に總豫算に計上して開墾助成法と一緒に此事を御出しにならなかつたのであるか、開墾助成法が既に通過し之に依つて費用が總豫算になつて通過した後になつてから、開墾株式會社なるものを御出しになると云ふことはどうも餘ほど議會を輕く御覽になつて居るやうな氣味がするのであります、至つて議會に對して不親切なやり方のやうに思ふのでありまするが、そこで政府は初めから此二者を合せて方針とせられたのであるか、或は其一つに依つてやる積りであつたのか、後から事が起つたからそれも亦贊成したと云ふやうに御方針を御變更になつたのでありますか、是が一つの御尋であるのであります、それから第二は開墾助成法と云ふ一つの法律を御作りになつた以上は、會社を造つて開墾しやうと云ふ者のあるならば、此助成法に依つて開墾せしめらるゝと云ふので宜いやうに思ふのでありまするが、さうでなくして更に特權會社を造らうとせらるゝのはどう云ふ譯でありまするか、政府自身が開墾助成法の効果を疑つて御出でになるのであるか、此開墾助成法と云ふものは出したけれども、あれでは開墾の目的を達せられぬと斯う疑を懷いてそれで此帝國開墾株式會社なるものを更に造らうとなさるのでありますか、是が第二の問であります、それでありまするど云ふと、政府自ら提出して御作りになつた法律を自ら其効果を疑つて御出でになるか、さう云ふことでありますか、殊に此帝國開墾株式會社のやうなものを造りまするど云ふと、唯今大藏大臣は此會社と助成法に依る開墾者とを競爭せしめないと仰つしやるが、日本に於て開くべき餘地のある……開かるべき土地と云ふものは、狹い日本の領土內でありまするから、大體さう餘計にはないであらうと思ひます、そこで此會社に競爭させぬと言つた所が、更に相當なる所を開墾しやうと思ふならば、二者が必ず

「議長公爵德川家達君議長席に復す」

同じ方面に向つて來ると見なければなりませぬから斯やうな大特權會社を許したならば助成法に依る開墾者と云ふ者は到底是と競爭することは出來ぬのであります、其方の側と云ふものは十分に手を伸ばすことが出來ぬことにならうと思ひます、さうすると云ふと開墾助成法を作つて之に依つて開墾をせしめやうと政府はして居りながら、新に斯う云ふものを御造りになると、自分の制定せられた法律に依つて仕事をしやうと云ふ者を、又後から拵へたもので妨害すると云ふ譯になるのでありまするが、それはどう云ふ譯でありませうか、政府は一旦開墾助成法を提出せられたけれども其効果に對しては疑を有つて居らるゝのでありまするかどうか是が第二點であるのであります、それから第三の點は助成法に依つて開墾する場所と、此會社が開墾する場所とは方面が違つて居るのでありますか、又同じ所であるか、私は前に申上げました通りさう〳〵は場所があるまいとは存じまするけれども、併ながら政府の御說明に依ると云ふと、開墾すべきものは大變澤山ある、開墾助成法に依つては十五年間に二十五萬町歩の開墾地を得る目的であると云ふやうな御說明であるやうであります、又此開墾株式會社に依つても十五年間に二十五萬町歩の耕地を得ると云ふことであると云ふことであります、さうすると云ふと助成法を御出しになつたときには政府は十五年間に二十五萬町歩の土地を開き、之に依つて得た米穀に依つて日本の食糧は先づ大體はそれで充たされて居る、寧ろ後に至ると云ふと、幾分餘つて行くと云ふ御說明であつたやうでありますが、其上に更に又二十五萬町歩を開いて、五十萬町歩を開いたならば、それは今度大

變に米穀の過剰を生じて、非常にそこに米價の下落するやうなことを惹き起す虞はないのでありますか初めは開墾助成法に依つて二十五萬町歩を開く積りであつたが、此會社を拵へて、開いて其起させるものを若干減ぜしめて、此會社でやつて出來たのと、兩方併せて二十五萬町歩作ると云ふ御計畫であるのであるか、それだと云ふと食糧の不足を之に依つて充たすと云ふ計算が略々合うて來るのでありますがそれであるのであるか、さうでなくして開墾助成法に依つても二十五萬町歩を作る、帝國開墾株式會社に依つても二十五萬町歩を作るのであると云ふことであると、食糧の不足としてそれを補はんとして政府が御計算なされたのが、倍になつて來るのでありますが、其點はどうなるのでありませうか、矢張り倍にして米穀は多い程が良い、米價は下落する程が宜いから、それ故に兩者に依つて非常に開墾地を殖やすのだと云ふ御考であるのであるか否や、是が第三の御尋ねせんとする點であるのであります、第四に御尋ね致しますのは、唯今未墾地として耕地でない山林、原野として殘つて居ります大きなる土地と云ふものは、大抵は之を開くに非常な費用を要する又開いた所で其地味は既に開けて居る土地に較べて見れば、劣つて居ると云ふ所が今未墾地として殘つて居るのであります、相當の地味の良い所で之を開墾するに付ては、餘り費用を掛けぬで宜しい所は、今までに既に開けて居るのであります、今開けなくて殘つて居る所と云ふのは何處であるか、是は之を開墾するに付て非常な費用を要して開いた所で其地味は割合に劣つて居ると云ふ所が殘つて居る所であります、さう云ふ所を是から開いて行かうと云ふ此開墾會社でありますから、此開墾會社の事業には非常な危險が伴つて居ります、餘程冒險的な事業で是はあるのであります、やり懸けてすらりと一筋に行かぬで其間に色々天災等に因つて折角投じた金は丸で流れてしまつて、失つてしまつたと云ふやうなことが屢々生ずるやうな處ある所を、此開墾會社なるものは開いて行かねばならぬのでありますが、左樣な大きな危險のあるのに對して政府は此危險を負擔すると云ふ事であるのであります、多くの例を擧げませぬが、唯一つの例を擧げますと、宮城縣に品井沼と云ふ沼がある、其水を河に落として水を干すと云ふと沿岸に澤山の耕地が出來ると云ふて宮城縣で品井沼の開墾と云ひますか何と云ひますか、さう云ふ計畫をされたのでありますが、一度やつても旨く行かず再びやつても旨く行かぬと云ふやうな譯で、其の間に非常な金を失はれたやうなことも吾々が是まで見て居る例であるのであります、斯う云ふやうなところから此の帝國開墾株式會社と云ふのが、是れからやつて行かうと云ふのでありますから、之れには非常な危險が伴つて居る、ところが今回は會社に損があつたら總て政府が之れを埋めてやる、其の埋めた上に尙ほ八分の利息をやると、斯う云ふのでありますから、總ての危險の負擔は政府に歸するのであります、總ての危險の負擔は國民に歸するのである、危險があつて會社が損をしたらば國民の膏血を搾つた租税で以つて皆之れを補つて行かなければならぬ、而して尙ほ八分の利息を會社に給與するのでありますが、何故に國民の膏血を搾つてまで此冒險的の事業の尻拭ひをしなければならぬ必要があるのでありますか、此點に付てどう云ふ譯で國民が左樣な危險までも負擔しなければならぬかと云ふことに付て、政府の御說明を願ひたいのであります、第五に御尋ねする點は、大體に於て危險の負擔ある會社ならば餘計に補助をしても宜しい、危險の負擔の無い會社ならば補助を少なくやつて宜しいと云ふのがどうも吾々は道理であらうと思ひます、然るに此會社は損があつたら政府が尻拭ひをしてやると云ふのでありますから一面危險の負擔はないのでありますす其危險の負擔の無い帝國開墾株式會社は八分と云ふ非常な澤山な補給を貰ふことになつて居つて、而して助成法に依つて開墾する者は危險の負擔は開墾者に在るのであります、どんな損をしても之に向つて政府は補つて呉れない、唯六分しか給與せぬと云ふのであります、此の危險な負擔のある者に却つて六分と云ふ少ない給與を與へられると云ふのはどう云ふ譯であるか、危險の負擔のあるものには餘計の給與をする、危險の負擔のないものに少なくすると云ふならば、吾々が普通に考へる所に能く合ひますが今回の政府の提案は、全然危險の負擔の無い會社に向つては八分の補給をする、而して危險の負擔の十分にある開墾助成法に依る個人若くは會社の開墾者に對しては、六分の給與をすると云ふことで、吾々が普通に考へます事柄の丁度反對になつて居るのでありますが、此點はどう云ふ譯で斯う云ふやうな反對になる譯でありますかと云ふことを御尋ねしたいのであります、尙ほ第六として同じやうなことでありますけれども、事柄を違へてもう一遍御尋ねして見たいのでありますが、會社の發起人になつて居られる者は、富豪と言はれて居る御方々であるのであります、開墾助成法に依つて開墾する人は小資本の人であらうと大體に於て思ふのであります、中には金を有つて居る人も無論這入りませうけれども、五町歩、十町歩を開墾するやうな人は、是はどつちかと云ふと小資本の人が多いのであらうと思ひます世間で富豪と稱へて居るやうな人々の拵へる會社に向つては八分の補給をする、危險の負擔をした上に八分の補給をする、小資本の人に對しては唯六分の給與をする、而も危險の負擔と云ふ事柄は無い、さう云ふことになつて參りますが、此點は又如何なる譯で斯樣になるのでありますか、私共の考では小資本者に向つて餘計の給與を與へ所謂富豪なる者は反對に幾らか給與額が、少なくても宜いぢやないか、是も亦普通に考へると左樣に考へられますが、それが又反對になつて居るのは如何なる譯でありませうかそれから第七としては危險は政府が負擔する、配當は必ず八分をする斯う云ふことでありますと、此會社は洵に樂な會社であるのであります、餘り働かぬで居つて餘り儲けが無くても、皆それは政府が出して呉れるのであると云ふことでありますから、洵に樂な會社でありまして、而して必ず八分だけの配當は得られると云ふのでありますから、八分の公債證書を有つたと同じことであります、けれども是は義務を帶びて居るものは國であります、洵にそれは信用のあるべき人である、それが必ず八分の補給金を呉れると云ふのでありますから、此會社なるものは八分の利息の付く公債證書を持つたと同じことであります、所がさう云ふことを爲されるならば、何故政府自身此開墾を爲さらぬのでありますか、政府自身開墾を爲されるならば、人の仕事の尻拭ひでなく自分自身が十分注意するのでありますから、間違ないやうに十分初めから計畫すれば實行することも出來るのである、而して其資金は政府が公債を募集せらるれば今日は六分二三厘の利廻りに當れば、政府は公債募集が出來ると思ひます、六分二三厘で株を募集して金を借りて、さうして此開墾を政府でなさるゝならば、其方が却つて國庫に取つては利益になるのであります、危險を負擔をして其上に八分を拂ふ代りに、危險を負擔して六分二三厘で濟むと云ふことであれば、其方が政府に取つて德な筈でありますが、それを何故政府は自身に開墾をせずして斯樣な特權會社を造つて之に依つて開墾をせしめて、而かも自分自ら支出せられるよりは、自分自らなされるよりも餘計な金を出されると云ふことであるから左樣な不利益なことを何故なされるのであるか、是が一箇條であります、それから第八としては唯今大藏大臣の御說明を伺ふと云ふと、衆議院の注文に依つて此帝國株式會社は開墾助成法に依つて開墾をする者の事業を請負ふことをやつて貰ひたいと云ふことで政府もそれを承諾をしたと言ふことを御話になりましたが、そこで私が御尋ねしなければならぬのは助成法に依て開墾した者は危險は自分で負擔しなければならぬ、損益とも自分で負はなければならぬ損があれば之を自分で支辨しなければならなかつたのである、然るに此人が此帝國開墾株式會社に事業を賴むと云ふと、賴む時には非常に損になるやうな賴み方をする請負はありませぬから、相當の費用で會社は請負ふに相違ありませぬ、開墾する人は政府から六分の金を貰つて、さうして請負ふ金額は極つて居るのでありますから、それより以上開墾者は費用を增すことはないのであります、之を取受けた帝國開墾株式會社はそれに付て或は天災に出會ふことがあるかも知れませぬ、或はやり方が拙くて費用が餘計掛かることがあるかも知れませぬ、それを請負つたのであるから開墾する者から取ることは出來ぬから、それは皆自分の損になる、其自分の損になると云ふのはそれは誰がやるかと云ふと政府が結末を付けて尻拭ひをして呉れるのである、さうすると開墾助成法に依つて開墾する者は其儘であると損をするときに自分で損をしなければならぬが、帝國開墾株式會社に賴んで仕舞へば自分の負擔すべき危險を帝國開墾株式會社に移して仕舞ふ、此株式會社は其負擔を政府に移して仕舞ふ、開墾助成法に依つて開墾する人は危險の負擔を間接に政府に移して仕舞ふのでありますが、それで宜いと云ふ御考でありますか、それならば何故開墾する者に初めから危險も負擔してやると仰しやらないのであるか、其分は六分で打切つて間接に矢張り危險を負擔するやうに、此會社で以てなされると云ふことは、どう云ふ譯であ

りますか、之に付て御尋をしたい、第九としては農商務大臣に衆議院で御說明をなされる時に、開墾助成法の御說明をなされる時に、大きな開墾地は成ろへく公共團體をして之を實行させる方針であると云ふことを言ふて居られるのである、是は私共宜しからうと思ひます、大きい所を小さいものに任せられるより公共團體が大きい所をやると云ふことで、而して知識も充分集め資金も相當に集めて、さうして公共團體が多くの開墾をして、之に依て得た所の土地を自ら持つなり或は之を其公共團體の內の人々に相當の値段で償つてやると云ふことになれば、誠に結構なことでございますから、開墾助成法の說明に於て農商務大臣が言明せられたことは私共誠に相當のことゝ思ひますが、其處へ帝國開墾株式會社を御造りになると、其事が丸で破れて仕舞ふのであります、大きい所が之をやると云ふことになるから公共團體をしてやらしめると云ふ御方針は開墾會社の設立に依つて丸で之を破つて仕舞ふと云ふことになると思ひますが、農商務大臣は左樣に御考へにならぬのでありませうかどうですが、之を伺つて見たい、それから未墾地の澤山殘つて居りまする所は是はどつちかと云ふと人口が少ない所に在るのであります勞力の少ない地方であるのであります、此帝國開墾會社なるものは何處から勞働者を求めて來て開墾すると云ふ御考でありますか、都會に出て居る者を引戻して、農村へ歸農せしめるが爲に都會から勞働者を引張つて來ると云ふ御考でありますか、若しさうであるとすれば、大變勞銀が高いものにならうと思ひます、隨つて此會社の經費は大變多大なものになると思ひますが、會社としてはそれでも宜いのでありますか、總て損があれば政府に持掛けて開墾出來るのでありますけれども、さう云ふやうな事をしたならば國庫負擔と云ふものは非常なことにならうと思ひますが、さうなさる御考でありますか、さうであれば矢張り相當に農村に居つて農作のことに馴れて居る勞働者を連れて來てやらせる御考でありますか、それであるとすれば今日は日本の全國どの地方に於ても農業勞力と云ふものはどつちかと云ふと缺乏して居る方である、耕作人などが少なくて隨分困ると云ふやうなことは、是は全國何れの地方に於ても聞く所の話でありますが、さう云ふ方面から人を吸收して此開墾會社に連れて行くと云ふことになりますと、全國各地方の農村に於ては農業勞力が減ずる、耕作人が減ずると云ふことで餘程困ることが起りはせんかと思ひますが、それはどう云ふやうにして兩者を調和すると云ふ考でありますか、それを伺つて見たのであります、それから其次に此會社は出來た土地を廉く賣る殆ど元價で賣る、元價に五割を加へたもので賣ると云ふやうな御說明でありますが左樣になりますると其帝國開墾株式會社が開墾しました土地の近傍に在る土地と云ふものは、今では相當の値段になつて居るが、其隣から大變廉い田地なり畑なりを賣出すと云ふことになると、近隣の地主は自分の持つて居る地が非常に下がると思ふ、即ち個人の財產額が非常に減少すると思ひますが、其點に付てはそれが土地が廉くなつて宜いと云ふ考でさうやらせる積りであると云ふ政府の御考であるか、或はさう個人に迷惑を掛けて居ないからさうしないと云ふ御考であるか、それならば廉賣と云ふことはどうして他の地主の迷惑と云ふことの調和を御取りになる考でありますか、是が御質問する一箇條であります、最後に御尋ね致したいのは、此會社の開墾するのはどう云ふ所でありませうか、凡そ會社を造られる以上は凡そ見當があつて、何所で開墾すると云ふ所がない、丸で當なしの會社を造ると云ふことは無い筈でありますから、どう云ふ方面の開墾であるかと云ふことは、旣に頭の中に出來て居つてさうして會社の計畫になつたことゝ思ひますが、それは何處何處であるかと云ふことを伺ひたいのである、殊に其開墾する土地の中には山林、原野で所謂傾斜地となつて居る所を多く含んで居る所はありはしないか、どうかと云ふことを御尋ねしたいのであります、御承知の通り日本の水害と云ふものは是は固より降雨が多いと云ふ事が主もでありますけれども是と共に傾斜地に樹木がない爲に雨が降ると土壤が崩壞して來ると云ふことが、日本の水害に非常な慘害を增加する所以になつて居ります、明治四十三年に關東には非常な洪水がありましたが、其他山梨縣などの水害の悲慘な狀況と云ふものは夥しいものでありましたが、其水害の悲慘なる狀況を呈した一つが、山梨縣は山のずつと傾斜地の高い所に開墾したと云ふ事柄が、此水害の害を多くした一つの原因になつて居るのであります、其後政府で治水調査會を設けて色々調査をしたのでありますが、さう云ふ事門家の集つた會に於ても矢張り其事は認められて居るのであります、然るに此帝國開墾株式會社が大袈裟に、而して政府から後の始末は付けてやると云ふことで、而かも八分の補給を與へて大袈裟に開墾をして參るのでありますが、是が若し傾斜地の開墾などをして日本の水害を今一層悲慘な狀況を呈せしむるやうなことでもあつたならば、國家は一方に於て食糧問題を解決しながら一方に於て食糧問題を破壞すると云ふことになるのでありますが、此點に付ては政府は如何なる考を有つて御出になるのであるか此十二の事項に付て簡單で宜しうございます、但し明瞭に吾々に諒解の行くやうに御答辯を願ひたいのであります。

〔國務大臣男爵高橋是淸君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是淸君)　唯今若槻君の御質問に對しましては私が先刻申上げました通り、衆議院の希望條件等に付て答辯又は言明の任に當りました故に、便宜上私より御答を致します、第一の御尋は開墾助成法と此會社とに付て政府一定の方針を初めより立てたものであるや否やと云ふことが重もなる點と考へます、此開墾助成法は先刻も旣に申しました通り、政府の目的は主として食糧問題の解決に在つたのでございます、之に依つて主として米麥の產額を增加しやうと云ふ目的であつたのでございます而して是で政府は足れりとはしなかつたのであります、開墾助成法と雖もです、此開墾したものが必ず米麥と限つて作るや否やは疑問でございます、政府の希望はそこに在ります、併ながら先づ主として米麥を多くしやうと云ふのが政府の希望でございます政府は是と同時に總ての農產物資の我國に缺乏して居ると云ふことを深く感じて居るのでございます、此農產物の總ての種類の缺乏は延いて製造工業の原料に不足を告げることになるのであります、土地より生ずるものは申す迄もなく、葉を主とするものあり、幹を主とするものあり、根を主とするものあり織物の如き纖維物に至りましては、或は紙の原料にしましても、或は工業に用ひます澱粉の如きものに至りましても、總て農產物の豐かなる國が製造工業の原料を廉く得られるのであります、殊に養蠶の如きは御承知の通り今日我國に於いて三億四億の金を海外より取つて來る所の生絲の本たる桑の畑に至つては僅に五十萬町步ほかないのであります、先刻申しました通り人口と面積とを考へますと云ふと如何にも開墾地は我國に於ては少ないのであります、僅に一割五分にほか當つて居らぬのであります、其考を政府が有つて居りました所に、國でやるが宜いか會社にやらせるが宜いかと云ふことも考慮して居つたのであります、併ながら會社、民間でやる者がなければ或は國でやらねばならぬかも知れないのであります、其位必要を感じて居るのであります、併し成るべくは民間の事業とした方が官營より總ての點に於て經濟的且つ結果の宜しいことは諸君の御承知の通りであるのです、それに先刻申しましたる通り東北振興會、國產獎勵會の方から其計畫が出ましたので、政府は是は誠に國家の爲に必要なる計畫として之を成立たせたいと云ふ考を起して出したのでありまして、必ず一定の方針に出なかつたと云ふ譯ではないのです、開墾助成法のみを以て足れりとはして居らなかつた、他の總て農產物を殖すと云ふことは今日必要なのであります、製造工業の原料に至るまで其缺陷を補ふ爲の計畫でありまするが故に、兩々相俟つて國益を興すものなりと信じて居るので、で民間にやらせると云ふことは國がやるよりは第一適所に適材を用ひると云ふことは民間の事業の方が遙に政府の仕事に優つて居ると云ふことは事實が證明して居る、又仕事を爲すに當つて政府が命令的に其土地に向つて地方人民に臨むよりは會社の方が矢張り溫味を持ち柔く當ると云ふことも是は事實の話でございます、殊に是が經濟的に運ばれると云ふことは官營の法規に依つて拘束せられて居るものよりは民間の事業としてやる方が經濟的に行くと云ふことは明なことであります故に、成るべくは民間の企業として此の事を遂げさせたいと云ふ考を有つて居つたのでございます、併し左樣なものがなければ或は國がやらなければならぬと云ふ羽目に陷つたかも知れませぬ、幸に斯の如き計畫が民間に起つたのでありまするからして、政府は是れは國家の爲に得策なりとして協贊を仰ぐに至つたのでございます、第二は助成法の效果を疑ふのか、此の大なる特權を有つて居る會社を起して却つて助成法の妨げになる、助成法のみでは其の效果が擧がらぬと云ふ疑があつて斯の如き大特權を與へる所の會社を起すのかと、其の結果は競爭の發があつて遂には助成法の效果を妨げることになりはせぬかと云ふのが御尋の要點

と考へまするが是れは、先刻申上げました通り、衆議院に於きましても政府が言明しました通り、個人乃至法人の開墾助成法に依りて開墾せんとする者は競爭することを許さざること、仕事をせむとする場合には政府の認可を受けなければ手は著けられぬのであります、故に其の競爭の憂は確に無いのであります、又決して此の會社を起しますには、助成法の効果を疑つて起した譯ではない、尙ほ一層開墾の目的を達せしむるに効果ありとこそ信ず、決して助成法の効果を疑ふ次第ではございませぬ、第三は政府は助成法案を出す時に二十五萬町歩の開墾地を造ると、斯う云ふ事であるが、更に此帝國開墾會社をして二十五萬町歩を開墾せしめると云ふことは、同じ二十五萬町歩を兩方相俟つてやらせるのか、或は別別に二十五萬町歩づゝ、雙方出來上れば五十萬町歩になるのかと云ふ御疑と考へる、是は即ち政府の目的としては、開墾助成法の目的として二十五萬町歩更に別に此開墾會社の働きに依つて二十五萬町歩、斯う云ふ目的でございますからして合計五十萬町歩になる次第でございます、さうなれば米が剩つて困るではないかと云ふ、御不審でありまするけれども、先刻から申しまする通り開墾助成法に依つて開墾するものも必ず米麥に限らず、況や開墾會社に對して望む所のものはあらゆる農產物、總ての物資を豐富ならしむるが目的でありますからして、雙方のものは必ず米麥に限つて作ると云ふ譯ではない、又さう云ふことは實際開墾助成法に依つて開墾する者と雖も、作る物に制限が有つては爲し能はざる場合が多々あるので、政府の希望は米を作る、麥を作ると云ふに在りましても、或は其所に麻を植える、或は秣を作るとか、或は根の物を採るとか云ふやうなことである、其地味、氣候、其人の趣味に依つて作る物が極つて來るのであります、然らば我國に於て農產物は米麥を除く外は他の物は充分であつて國は手を著けないで宜いのかと云ふと、決して今日實際製造原料物資の缺乏と云ふことを著く感じて居ることは御承知の通りであります、左樣な次第でございますからして、此の二つのものが十分に効果を奏しました所で決して食糧過剩に苦むと云ふやうな憂はないと政府は信じて居るのであります、第四の御尋は今日我國の未墾地となつて居るものは最早人力に依つて手を盡しても計算上引合はないと云ふやうな所が殘つて居るのである、苟も手を著て收支償ふやうな見込のある土地は既に開墾し盡されて居る、然らば殘つて居るものは、地味の誠に瘦せて居るものが殘つて居るのである、斯樣なものに手を下させると云ふことは危險が多い、斯う云ふ危險が多い、例へば宮城縣品井沼の如き、あゝ云ふ失敗もある、第五も矢張り危險に付ての御話ですから、第四、第五に付ては併せて御答いたしまするが、成るほど內海などを船に乘つて左右を見ますと、殆ど山の頂邊まで耕作して居る狀態でありまして、如何にも我國に於いては收支償ふやうな土地に付ては既に開墾は盡されて居る、此上開墾は殆ど收支償はぬと云ふやうな所にのみ在ると云ふ所見は、さう云ふ考を起す人は隨分多いのである、けれども今日二百萬町歩からのものが開墾し得べき、開墾してまだ收支償ふべき所のものが二百萬町歩から殘つて居るのである、況や此會社の如き機械等を以て水の無い所に水を引上げたりすると云ふやうな事を致したりすれば、即ち大資本、大機械の働きに依つてなしますれば、今日人力に依つて二百萬町歩開墾し得べき土地は更に增す譯である、危險と云ふことは先刻も此衆議院に言明したと申上げました中に、天災其他の事由に因り損失を招く憂ある地區を開墾せざるやう取締ると云ふことがあるのである、初めより危險なりと考へられるものは無論の話でありますが、是は品井沼の失敗にしろ、能く失敗は開墾上に於て聞くことでありまするが、是は何れも初めの設計が誤つた、或は途中にして資本の不足なるが爲に十分の工事を施さなかつたと云ふことが主なる原因であります、就中此金を借れることの少なかつたと云ふことが、斯樣な事の失敗の大なる原因になつて居るのである、何れの國でも……且又開墾會社をして開墾せしめる土地の選定に付きましては先刻も申しました通り、愈々是が成立ちますれば、官民を問はず、相當の知識經驗のある者を集めて土地利用調査局とか、土地利用調査委員會と云ふやうなものを設けて、何れさう云ふ特殊の機關を設けまして、さうして土地の選擇、設計の如何と云ふことに付て十分に攻究を致して、會社に命令をするのでございますれば、唯今若槻君の仰せられたる如く何でも危險な事をやつて其危險は皆な國が負擔しなければならぬ、租税で支辨しなければならぬと云ふことは、或は杞憂に屬しはしないかと存じます、それと第五に於て寧ろ此助成法に依つて開墾する所の小資本家の方が危險が多いではないか、會社は仕事をやつて萬一危險の爲に損失を生ずれば政府が之を補給して吳れるのだからして、會社には其危險が無い却て開墾助成法に依つて仕事をする人は危險が多いではないか、其危險の多い者に六朱の補給で、何故に危險で無い、所の會社に向つて八朱の補給をするかと云ふことも、是も大體先刻の說明の中に觸れて居ることでありますが、開墾助成法に依つて開墾をなさんと欲する者は自ら自由の意思に依つて發動するものである、而して是が衆議院の修正に依つて補給の利子を返還せぬと云ふことになります、又當院に於て其通りに御決議になりました、遣り切りになる、是は七年、補給を貰ひますと云ふと、軈て其工費の四割乃至五割と云ふものを貰ふことになる、此會社の八朱と云ふものは先刻若槻君も御述べになつた通り、割合の好い公債を有つて居るのと同じと云ふ、其通りであります、今日世間に於て或は工業會社、製造會社等の新なる仕事の起る場合に於て進んで株を有つ資本家はです、若し其會社の配當が將來永く八朱に止まるのだと云ふことであつたならば、決して多數の應募者を見る譯には行かないのであります、又過去の事實に徵しましても、十五年間繼續した事業はです、最初の株主の打算に依りましては必ず拂込んだ株の二倍、三倍になつて居る位の利益を擧げるのであります、中途にして增資をしましたり配當も段々殖えて行く、左樣な次第で以て苟も此事業會社の株主たる者は十五年も其事業が繼續して行つたものならば、通じて八朱どころではなく數倍になる、然るに此會社は營利を目的とせぬと云ふのでありまするからして、初めに拂込んだる株劵を十五年の末に至つて殆ど元の金を以て引下がる、其間安全に八朱の利益が得らるゝと云ふので、隨分今日は特殊銀行の債劵なり、或は支那の公債なり、或は事業會社の債劵なり、十五年を以てずつと八朱に當るやうなものは少なからぬのであります、併し斯樣な一定の利益より得られたものに對しては世間之に應募する者は比較的に少ないのであります、先づ世の中は將來見込がある、將來若し配當が殖える、株も高くなると云ふやうなものに向つて放資する者が多いのであります、それ故に廣く全國に亘つて此株を募るに當つても、多少割合の宜い公債とか、債劵を持つと云ふやうな考の人でなければ之に這入る者はないのでありまするからして、今日の場合に八朱は不當でないと政府は考へます、御承知の通り政府の公債の如きものも三年乃至五年以上の長期のものは今日募集する事は困難であります、左樣な場合に於て十五年間金をねかさせる將來八朱より外に何等利益の望みのないものに向つて放資をさせるのでありまするからして、今日の狀態に於て八朱は過當ならずと政府は信ずるのであります、それ故に前の六朱と此八朱とは丸で性質が違ふのであります、性質の違つたものに補給をするのであつて、同一のものに補給をするのではないのであります、そこの所の區別を御判斷下だすつたならば、其譯は能く分ることであらうと思ふのであります、丁度第六も今の步合等に關して居つて同じことのやうに私は考へまするが、即ち富豪に八朱をやつて、小資本家に……五町歩以上の小資本家に六朱やるのは間違つて居る、此會社は働かなくとも八朱は默つて取れると云ふ樂な會社であると云ふことでありまするけれども、是は決して拂込金に對して八朱の配當を政府から貰つて唯働かずに居ると云ふことは、政府か監督上決して許さぬことである、又會社の設立者も左樣な考はないのであります、政府の命令する所に從つて働かなければならぬのであります又五町歩以上は小資本家と仰つしやいまするが、此開墾會社に依つて土地を拂下げると云ふ主たる目的は自作農……自作農と申すのは或は一町歩とか二町歩とかが精々でございます、決して此開墾助成法に依つて開墾地を持ち得ない所の人であります、此自作農家に是から成らうと云ふのは五町歩以上の自ら開墾をする土地を有つて居る者は、是は殆ど中層以上に歸する、自作農と云ふものは所謂俗に云ふ五段百姓と申しまするが、自分の一家族で以て勞働をしてさうして土地からの收穫を得る、其一家族の勞働に堪へる位の土地を有つて居る者が自作農家と稱して居るのであります、斯樣な者は開墾助成法に依つて地主となり自作農家となることは出來ないのである、固より資本もない者であります、偶々土地を有つて居りました所が一町歩か二町歩に止まるのであります、五町歩以上と云ふものにはならぬのであります、而かも此等がです開墾會社に依つて開墾をして……土地があれば開墾をして參ることも出來ませ

う、又土地のない者には開墾會社の開墾した土地を拂下げて自作農家になると云ふことも出來るのであります、自作農は國が必要とする、此存在を必要と認めて之を殖やさんとするならば開墾助成法よりも寧ろ開墾會社の方が其效能ありと謂はなければならぬ、第七は政府がそれならば何故自らやらぬかと云ふ御問でありますが、是は前に御答へした内に含ましてありますから別に御答は致しませぬ、民間でやらなければ國がやらなければならぬかと考へる位のことであります、第八は損失の負擔は政府に持たせることになる、即ち開墾助成法に依つて開墾せんと欲する者が此帝國開墾株式會社と約束をしまして其仕事を託する、會社が之を仕事をする、請負仕事になる其ときに若し損失か或は天災其他に依つて計算等の間違等より損失が生じた場合に、助成法に依つて開墾をする主は損失を負擔せずに會社が總て損失を負擔する、即ち會社の損失は政府の負擔になる、斯う云ふことになるではないかと云ふ、固より其通りであります、さう云ふことが起れば其通りになるのであります、併ながら是は前にも申す通り或は千百の中に左樣な場合がないとも限りませぬ、さう云ふ場合に於ては先刻申述べたる所の希望及命令書にもある通り資本の缺損に對し政府の補給を得たるものありとせば、他日會社が八朱以上の配當の出來るだけの利益を得た場合に於ては先づ以て政府から受けた資本の缺損の補給を政府に戻すと云ふ事になつて居ります、殊に傍ら政府が唯今申す通り土地利用調査會の如きものを設けて是が設計を調べ、土地を撰定して會社に命じてやらせるのでありまするからして千百の中に一二の損失の起らぬとは限りませぬ、先づ其點はさう莫大なる損失が國にかゝると云ふやうな懸念を主張せらるゝに及ばぬかと考へるのであります、第九には農商務大臣は此開墾助成法案に付て説明を爲したる時に方つて、大いなる開墾地は公共團體にやらせると、斯う云ふことであつたが、それは誠に宜いことである、自分も同意である、それだから開墾助成法だけでやるが宜いと云ふ御考のやうであります、此公共團體にやらせると云ふ事は誠に結構なことでありまするが、若槻君も御承知の通り地方の公共團體は斯の如き仕事をせむとするならば其地方團體は債券を發行して金を募らなければならぬ今日の狀態に於て各地方に於て町村等の如き地方團體がです、相當の大いなる金を借りんとしたならば、如何なものでありませう、利息も高し、詰り租税を擔保にして非常な困難をし、而かも其起債と云ふことは容易に出來ないものである、或は勸業銀行で借り、興業銀行に就いて借りるにしても中々利息が高くなる、容易に其地方で調達することは出來ないのであります、公共團體がやらむと欲する所が、其公共團體が此會社の出來る爲にです、借財をする勞を取る必要がなくなるのであります、公共團體自らが此大いなる土地を開墾せむと欲すれば此帝國株式會社に對して設計を賴むことも出來、事業をやつて貰ふことも、出來上るのを見てやつて貰ふことが出來るのである、別段起債をする必要はない、自ら是だけの面積のものを開墾せむが爲に大なる金の掛かる機械を買込む必要もないのであります、廉くも出來る、それ故に農商務大臣の説明せられた大なる土地を公共團體でやらせる目的は、此會社が出來るが爲に却つて其目的が達し易くなるのであります、それから人口のことに付て今日の所、農村には至つて人手が無くて賃銀が高くて困るではないか、而かも此開墾會社がやらむとするやうな所は人口稀薄なる所もある、そこらへ持つて行つて仕事をするならば勢ひ賃錢が高くなり、第一人を何處から持つて來るかと云ふやうな御疑念である、又左樣な場合に於て無理に高く人を使つたり何かすれば工費が高く掛かる、勢ひ損失が出來る、それは國が負擔せにやならぬ、今日農業勞力と云ふものは非常に缺乏して居るが、どうするのか、何處から人を持つて來るかと斯う云ふ御尋である、若し果して我國の狀態が若槻君の判斷されるが如く勞力缺乏で苦しむ所があれば移民問題などは起らなくつても宜い、成るほど此戰爭の影響として俄に數十億の工業が起りそれが爲に農村に行つて高き賃錢を餌にして無暗に一時に造船會社を始め、總ての事業會社が地方から人を奪つて來ましたからして、北海道を始め農業勞力の缺乏を感じたることは事實であります、併し是は常態ぢやない、是は歐羅巴の大戰爭の影響として一時蒙つた所のものであつて、他の諸物價の騰貴と同じことである、我國は決して此會社が起つて仕事をするに當つて農業勞力の不足を感ずると云ふことはなからうと考へる、年々數萬人の人が内に耕やす土地なくして外に稼ぎに出ると云ふやうな有樣、勿論場所々々に依りますれば、人が餘る所もあり、不足する所もあります、是は配給宜しきを得ぬ結果である、併ながら次男、三男と云ふやうな者が己の居村に土地なくして外に出ると云ふやうな狀況に在る者が少なからぬのである、勞力の缺乏と云ふことに付ては是は今日一時的の現象にして我國の常態ではないと考へるのでありまして、此會社が起つて仕事をするに當つて、勞力不足の爲に困る事もなからうと考へて居るのであります、却つて知らぬ所の海外に出て言葉も分らず、氣風も分らぬ所に出稼に行くよりは國内に稼げる所があつたならば其方が人情として喜んで集め易いと考へる、それから其次に此會社が土地を廉賣する、廉賣すれば、其附近に在る所の地主たる者は自ら其地價に影響を生じて一時其財産が廉くなると云ふ迷惑を受けるぢやないか、其調和は如何にするか、斯う云ふ御尋であります、是はどうも此開墾會社の開墾のみではなからうと思ふ、一時影響を受くると云ふ事があるかも知れませぬが併ながら從來の實況に付て考へまする と云ふと今日では平均しますと云ふと、畑が一反四百五十圓、全國ではない或所では一反七百圓も八百圓もして居ります、是等に至ると云ふと決して算盤に出會はぬ所の價を有つて居ります、兎に角此土地を愛する觀念と云ふものは日本の農民は非常に強いのであります、殊に此布哇等に出稼して居ります所の者は歸つて來ますと云ふと價に構はず、先づ其自分の故郷で地主になりたいと云ふ事から、非常な價を出して土地を高くすると云ふやうなことがあります、だがさう云ふ特別の部分を除きますと云ふと、一地方の田畑の價は其地方の人にして田畑を買收する購買の力に依つて實際行はれて居るのであります、能くあることでございます、富豪、豪農と申される者が忽にして身代限りをすると云ふやうなことが起りまして、それで銀行などに經驗ある者は能く知つて居ります、成るほど其府縣の地方の不斷の賣買は一段三百圓とか四百圓とかして居りますけれども、それも其地方の人の購買力に依つて賣買、それに相應した賣買の價であります、然るに玆に富豪が十町歩なり、二十町歩なり百町歩なり、之を一時に銀行で處分しなければならぬと云ふので、之を賣買しますと云ふと、百圓なり或は百圓以下になることがある、是は何故かと云ふと、其地方の購買力に餘る所の賣物が出る爲に、さう云ふ風に地價が一時に廉くなると云ふこともある、是は併し一時的の現象である、此開墾會社が開墾をしたる所に自作農或は公共團體、或は小作人の如き者に賣拂く其ものは廉く付きます、それが濟んだ後でそれが標準になつて何處でも廉いと云ふ譯にはいかない、必ず矢張り平生保つ地價には保たして居る、一時は影響があるか知れませぬが、さう深く心配するには及ばないと考へる、鐵道が通る、國道が出來るそれに因つて現に國道となつて居つた所が改まれば其國道に沿ふて居つた地面の價が下がる、新に開けた所は土地の價が上る、是は世の進むに從つて已むを得ざる影響である、併し開墾會社が出來て、其附近の人の蒙りまする迷惑は、今の國道の變換に依つて生ずる迷惑の如き永久的のものではなくて、一時のものであると云ふことは唯今説明を致したる通りと考へて居ります、最後に水害のことに及ばれて政府は何處何處の土地を此開墾會社に依つて開墾をさせるのか、それを聞きたい、承知したいと云ふ、成る程水害は木を伐る、濫伐する爲に雨量の多い我國に於ては非常に水害を增して來て居るのである、是が開墾會社が出來たなら其水害を殖やす、一時にさう云ふ斷定は出來ない、斯樣な會社が出來まして、國家的に働き政府も其所の取締をして行つて始めて地方の森林の濫伐等を防ぎ得る仕組も立つて行くのであると思ひます、十五度の傾斜の所は悉く開墾が出來ると云ふ事は、是はもう我國の如き風土の所に於ては尚更出來得べきことであります、然るに十五度の所でない所でも耕作し得べからざる所まで、今の海岸の邊に行つて見ますと云ふと山の上にまで耕作して居る、耕作して居るから、先づ平均十五度の傾斜は開墾し得べき土地と看做して之を開墾さするに當つて用地は二百萬町歩所ではない澤山あるのでありますからして、之に向つて農作物を殖やす計畫をなし、而して矢張り之には農業を保護する上に於ては山林の制度にも大關係を持つて來るのでありますからして、此開墾會社が開墾するからして益々水害が加はると云ふやうなことは、強てさう言へば言へぬこともありませぬが、實現することはないと考へる、寧ろ濫伐して居る所の弊を防ぐ方の途に向ふこと〻考へる、而して何處何處の土地と云ふことは唯今申しまする通り大體に於て面積一割五分に當らぬ所の開墾地を有つて居る我國でありますからして

之を伊太利、佛蘭西、英吉利に比較して見ますると、まだ數倍、今六百萬町歩に足らない開墾地であります、之を千萬町歩にし、千五萬町歩にすると云ふことは容易い、其土地を得ることは困難でない、さうして總ての計畫等に付ても十分の調査をせねばならぬのでありまするからして今日即座にどこそこと云ふことを申上げる所の準備はないのであります、此事にして幸に御協賛を得られたならば、是より先刻申す通り土地利用調査委員と云ふものでも置きまして十分に此計畫の齟齬しないやうに實行することになるのでありますからして、唯今其箇所を申上げると云ふことは出來ませぬが、唯我國に於て開墾すべき土地、開墾を要する土地は多々ある澤山ありますと云ふことを申上げて置きます。

「若槻禮次郎君發言の許可を求む」

○議長(公爵德川家達君) 若槻君は御質問でありますか

○若槻禮次郎君 質問でありませぬが、ちよつと一言申上げたうございます。

○議長(公爵德川家達君) 若槻禮次郎君。

○若槻禮次郎君 唯今大藏大臣の御親切なる御答辯を得て感謝いたしますが、不幸にして私の求めました明瞭の御答辯を得なかつたことを遺憾といたします、併し此問題に付て明瞭なる御答辯はむづかしからうと思ひますから、此以上は伺ひませぬが、唯農商務大臣は公共團體に成るべく大きい所を開墾せしむると言はれたのを引用して申上げたことに於て大藏大臣は迚も公共團體は資金を得ることがむづかしいから出來やしなかつたのだが、此會社が出來たから初じめて出來ると仰つやる、農商務大臣が御說明になつた時はまだ此會社の計畫は出來て居ない時である、開墾助成法に付て御說明になつたのでありますから、唯今大藏大臣の私に對する駁論は即ち山本農商務大臣を駁論されたことになりますが、左樣に了解して宜しいのでございますか

「國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る」

○國務大臣(男爵高橋是清君) 御答へ致しまするが公共團體をして開墾せしむると云ふことは誠に宜しいと云ふことは若槻君も御同感であり、私もさう考へる、併ながら公共團體が其資金を得ると云ふことは容易でない、必ず出來ないとは申さぬ、容易でない、然るに此會社が出來てそれが稍々容易に成ると云ふことを申上げたので、而して助成法案は總豫算に載つてさうして此會社は後で追加豫算に載つたと云ふことに付て、遲速と云ふことに付きましては今申上げたので御了解下ださつたのであらうと存じますで申上げませぬ。

○議長(公爵德川家達君) 休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時十三分開議

○議長(公爵德川家達君) 是より午後の會議を開きます。

○鈴木摠兵衞君 大藏大臣に質問いたしますが宜しうございますか、帝國開墾株式會社補助のことでござりますするが、之に付きましては世間に傳ふる所に依りまするると、此會社の事業は東北振興會と相結んでやると云ふやうな事に傳はつて居りますが、斯う云ふことが例になりますと、此後に或は地方或は西南部等に斯う云ふ會社が出來まする際には、政府は矢張り之に同樣の補助を與へられる、斯う云ふ事柄を總て補助すると云ふ精神でありますか、如何なものでありますかそれからもう一つ、此帝國開墾株式會社の事業は總て食糧品に限るものか、或は植樹或は苗圃等を造ることにも矢張り此通りの補助を與へるのであるかと云ふことを承りたい。

「國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る」

○國務大臣(男爵高橋是清君) 唯今の鈴木君の御問に對して御答へいたしますが、此帝國開墾會社なるものの計畫者は國産奬勵會及東北振興會、此兩會に於て同一の目的の計畫が同時に偶然に與つて居つたのである、東北振興會なるものは、先きに大正二年に於て澁澤男爵等の人々が、如何にも東北は開墾が遲れて居ると云ふので、主として東北の開墾を如何にして之を進捗せしめやうと云ふことで、爾來調査に從事せられ、それ〴〵專門の學術者、經驗者等の意見を集めて開墾の計畫を立てられたのであります是と同時に其間の相談無くして國産奬勵會に於きましても、食糧等の問題に付て我國の開墾を進めなければならぬと云ふ趣旨を以ちまして計畫を立てられたのであります、此計畫を立てたと云ふことが雙方に分り、雙方相話して見ますと云ふと、其目的、趣旨は同一でありまするので、此の兩會の代表者より初めて總理大臣に斯の如き計畫のあると云ふことが移されたのであります、それで此會社なるものは營利を目的としない會社でありまするが故に、政府の考ふる所では再び他に是と競爭して國家的に働く會社が興らふとも思はぬ、又其必要も無からうと考へるのであります、併ながら若し又是と同一の目的を以ちまして此會社が手が屆かぬ、未だ十分に斯樣な目的を以て開墾すべき餘地もあり、亦國家之を必要とすると云ふ場合に於て、同一なる目的と手段、方法に依つて國家的に國に代つて斯の如き仕事をしたいと云ふ希望者がございます場合に於ては、十分に是は政府は考慮する餘地のある問題と考へます、併ながら元々營利會社ではないのでありまするから、恐らく一つ斯樣なものが出て其働きを充分にする以上は、他に同一の手段、目的を以て興るものは或は無からうと考へます、又此事業に付きましては先刻も申上げましたる通り、單に食糧の目的に止まらずして、あらゆる農業上の必要を生ずる所の物資、而して地に植える所のものは苗木に致しましても矢張り含んで居る次第でございますからして、左樣御承知を願ひます。

○鈴木摠兵衞君 御答辯で大體分ましたが、まだ少し腑に落ちませぬ、重ねて御答を煩はしたいと思ひます、植樹、苗圃等のことは含まれて居るか、居らぬかと云ふことを承りたい、もう一つは最初の第一問の、其他に會社が起つた時はどうなさると云ふことの御答辯が、起るまいと思ふ、起る時は考慮する餘地があると云ふ程度に承つたのであります、天下は廣く此經濟界は各種の動搖の勃興すべきものがないとも限らぬ、果して起る時があつたら、矢張り此通り爲さるかと云ふことを御明瞭に願ひたい。

「國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る」

○國務大臣(男爵高橋是清君) 御答へ致します、植樹と申しますことは、即ち山林の經營と云ふことの意味と了解して宜しうございますか、御承知の通り獨逸の山林の如きは殆ど開墾地に木を植えて仕立てると云ふやうな事柄であります、開墾を要して其上に植樹すると云ふことが必要な場合に於ては矢張り開墾の範圍に這入らぬとは限らぬのであります、又他に斯う云ふ會社が起りましたならば、必ず御補助をするや否やと云ふことの明答を與へろと云ふことでありますが、それは先刻考慮の餘地あるものと考へると私が申上げましたのは、是は國が其場合に於て尚ほ一つのさう云ふ希望者があれば、其者を保護するものか、其必要があるか否やと云ふことは其場合に於て考慮するより外に豫め必ず幾つ起ても之を補助すると云ふことは斷定が出來ないことと考へる此會社が成立ち會社の働き其經過等を見まして、尚ほ他に必要があると認むれば、國家は矢張り之を補助して然りと考へるのでありますが、それは其場合に依つて斷定すべきことに屬しますから、限りなく生ずれば必ず補助すると云ふことを今日明答を與へることは遺憾ながら出來ないのであります。

○伯爵廣澤金次郎君 本員も此際一言大藏大臣若くは他の政府當局者から御答辯を得たいことがありまするが、即ち午前若槻君の質問に對する大藏大臣の御答辯と過日本院を通過いたしましたる開墾助成法案の委員會に於きまする農商務大臣の御答辯と聊か齟齬したる所がありますから、何れが政府の本旨であるかと云ふことを確めて置く必要があると考へます、農商務大臣は過日開墾助成法案の委員會に於て述べられて曰く帝國開墾株式會社なるものは政府の開墾助成法案提出後に出たるものである、即ち政府が開墾助成法案を提出する當時に於ては斯の如き問題はなかつたのである、其後に東北振興會及國産奬勵會なるものが主となりまして、政府に初めて提案があつたに依つて茲に於て政府は考へて、兎に角食糧の充實と云ふことに於ては政府は無論必要を認めて居るのである、且又帝國開墾會社の組織が純然たる營利的の會社でなくて、國家的の事業であるが故に政府は之に同意するので、又助成法案の開墾すべきものが二十五萬町歩あつて、まだ他に二十五萬町歩の開墾適地が十分に本土内に在るから、是等を開墾せしむる餘地がある、故に贊同したと云ふ事が農商務大臣の委員會に於ける御言明でありました、然るに先程若槻君の質問の御答辯には政府は既に開墾助成法を提出當時に於て斯の如き腹案があつたかの如くに御答辯なされて居りますか、即ちもう少し詳しく申上げますれば、開墾助成法案が閣議に於て問題になつた場合に他の方法に於て或は會社でやるか或は官營にしてももう少し大規模の開墾を同時にやる必要があると云ふことを其當時から認めて居つたと云ふやうな大藏大臣の御答辯でございますが、是は何れが政府の本當の御趣旨であるかと云ふことを確めて置きたいと思ひますから、更に一應大藏大臣の御說明を願ひます。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君)　廣澤伯爵に御答いたしまするが、私の答辯の言葉が足らぬ故に左樣に御解釋になつたかも知りませぬが、此來歷は斯樣です、既に總豫算を組みます時に當つて開墾助成法に依つて補給すべき金額を豫算に計上いたしまして閣議で之を決定しましたのは十二月の中旬でございます、其當時に於きましてはまだ此會社の方のことに付きましては計畫と云ふものが決つて、話を聽いたことはないのであります、此計畫が兩會の即ち東北振興會と國產獎勵會との兩方の計畫を具體的に其要點を聽いたのは確か二月の頃と考へて居ります、それでさう云ふ經過でありますからして、開墾助成法案を出しました時には此會社のことはまだ決つて居らぬと云ふことは事實であります、唯開墾助成法を閣議で議しまする時に當つて是で開墾のことは至れり盡せり、滿足なりと云ふ考を有つて居つたのではないので、まだ此開墾を增進する方法、手段が必要である、先づ食糧を主として殖やさうと云ふのは開墾助成法案に依つて之を專ら努める、併し大體に於て成るべく早く開墾地を增して食糧も早く充實させて、國民の安心になるやうに、又一方には製造工業の原料たる農產物を大に殖やさなければならぬと云ふ考を有つて居つたのであります、併ながら具體的に斯の如くしたら宜からうと云ふ計畫までには進んで居らなかつた、其時に此國產獎勵會と東北振興會との方の計畫が稍々具體的に話を聽くことが出來るやうになつたものでありますからして、如何にも時期に於ては切迫して居りましたけれども、此計畫は國家の爲め又社會政策の爲め大に必要であると考へまして、提出をするやうなことに立至つたのであります、其故に農商務大臣の說明と大藏大臣の說明とは斯樣な次第でありまして決して齟齬したものではないのであります、實際の計畫を申上げますれば……そこで先刻も申上げた通り左樣に切迫して居りました爲に衆議院に於て參考書を急に求められた爲に其參考書に付て十分にまだ政府の考慮し、審議して之を改めねばならぬものが其暇なくして、參考に出したのが一層其の惑ひを來たしたと云ふ憾みがあるのであります、併ながら爾來質問應答の間に於て此の會社の如何なるものだと云ふ實體が分りました爲めに改めて具體的に斯の如き法を設けて衆議院に於いて具體的に政府の意を質し、政府は政府の考へるところと毛頭變らないから之れを應諾して協贊を得て居る次第であります、どうか其邊の事情を能く御汲取り下さいまして此案に對して御協贊を與へられんことを願ひます。

○阪本釤之助君　本員は議事の進行に付きまして一言いたしたいと存じますが、唯今議題になつて居りますことは申すまでもなく、豫算は產業獎勵費であります、又豫算外國庫の負擔となりますことも、農商務省の所管として提出になつて居りますにも拘らず、午前より全く大藏大臣が總て答辯をせられるのであります、此各議員の質問中には農商務大臣の答辯と、今日の大藏大臣の答辯とは齟齬して居ると云ふやうな質問も段々あります、又將來實施するに當つて如何にすると云ふ問題も多々出て居るのでありますが、又將來のことに付ては農商務大臣が執行の責に任ぜられるのでありますから、農商務大臣の意思如何と云ふことは、確に此議場に明答をせらるべき責任あるものと考へるのでありますが、而かも農商務大臣は午前より著席になつて居るのである、財政上の關係より大藏大臣が答辯せられると云ふことは至當の事と考へますが、唯今申しましたやうな事柄に付て農商務大臣が其所に當つて答辯せられるものと考へますが、唯沈默して大藏大臣に御委せになつて居ると云ふことは、主務の大臣は餘り御熱心でない、強て通過は御望みにならぬと云ふ意味にも見えますが、まさかさう云ふ事は無からうと思ふ、甚だ重大なる議案を議場に提出して置きながら關係の各大臣も一向御說明がありませぬ、而かも唯今問題になつて居る問題の質問に對しては農商務大臣より一言も答辯がありませぬ、本員等は之を疑ふのであります、農商務大臣は將來大藏大臣が御述べになる事は皆無論御同意であると思ひますが、御同意で矢張り此案に對して御熱心であるや否やと云ふことに付て、一應承つて置きたいと思ひます。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君)　開墾會社の計畫に付ては今朝大藏大臣より豫算の說明に於きまして序に此趣旨と云ふものを述べました、是は其當時に於て大藏大臣より申述べました如く、私は此開墾會社の此案に於て衆議院の本會議にかゝり、又豫算會議の決議の時に於きまして病氣の爲に缺勤を致しました、それが爲に大藏大臣が總て代つて述べました、而して衆議院に於て數多の希望など起りました、それに付て總て政府に於ては同意をしたのでございます、さう云ふ關係より大藏大臣が述べました方が却つて宜からうと云ふことでございまして、而して大藏大臣に說明を委せて置いた次第でございます、隨ひまして大藏大臣の述べました事は、私の述べましたと同樣でありまして之に付きまして素より責任を負ふ譯であります、隨つて私が說明せない爲に何か農商務大臣が之に付ては冷淡であるかの如く御疑でありますが、決して左樣ではありませぬです、今申上げます如く病氣の爲に途中……衆議院に於て述べました故に、却て大藏大臣より述べた方が宜からうと云ふ積りで述べた次第であります、御答へいたします。

○江木千之君　私も一言伺ひたい事がありますが、唯今議題に上つて居ります所の追加豫算を見まするると、此中には神戶港修築、門司港の修築、又唯今やかましく御質問になる所の開墾會社等の大問題が含まれて居るのでありますが、是は衆議院に提出せられたのは何時でありますか、衆議院に於ては此審議の爲に幾日を費されたのであるか、それを伺ひたいのであります、又我が貴族院に於ては會期は剩す所僅に二日でありますが、此二日間に於て是等の大問題は貴族院に於て議了すると云ふ御見込でありますか、若くは會期の延長を奏請せらるゝの御考でありませうか、全體何れの內閣を問はず、會期切迫の場合に大問題を提出せられて屢々困ることがある、貴族院に於ては常に政府に對して警告いたして居るのでありますが、併し是ほど會期の切迫した場合に、是ほどの大問題を提出せられた例は本員の記憶には無いのでありますが、政府の御考は何れに在るかと云ふことを伺ひたいと考へる。

〔政府委員河田烈君演壇に登る〕

○江木千之君　唯今私の質問は會期の延長を奏請せらるゝや否やと云ふ意味を含んで居るのでありますから、責任ある國務大臣の答辯を得たいと考へるのであります、政府委員の之に對しての說明は必要は無いのであります。

○政府委員(河田烈君)　私から申上げますことは甚だ恐縮の至りでありますが、唯今大藏大臣は委員會の方に出席を要求されてちよつと失禮を致しましたから、唯事實だけを申上げて置きたいと思ひます、此追加豫算が衆議院に提出されたのは、三月十四日であります、又追加豫算が提出せられます時期に付きましては、往々餘り遲くならぬやうにと云ふ御非難を蒙ります事がございますが、從來の例に依りますと三月二十五日若くは二十六日頃に閉會となります會期即ち當會期の如き時に於きまして、或は三月十八日、或は三月二十日前後に於きまして提出いたされました事は往々ございまする次第でございまする、是より以上は私から申上げる限りでございませぬと思ひますから、事實だけを申上げて置きます。

○江木千之君　衆議院からは何時……

○政府委員(河田烈君)　御答を申上げます、衆議院より當院に回付されましたのは三月二十一日でございます、即ち約一週間の期間であつたのであります

○男爵阪谷芳郎君　從來政府が會社に補助を與へらるる場合には、五分とか八分とか云ふ制限が付いて居りまして、其制限だけの金額即ち百萬圓に付て八分ならば八萬圓と限ると云ふことになつて居りまするが、此度の開墾會社の補助は會社が自分で經營を誤つて損失したものを補給するやうになつて居るやうでありまするが、斯る新例を開かれると云ふことは容易ならざることであらうと思ひます、染料會社か何かの補助で一つ例があつたかと思ひまするが、それは極く取除けの例であつて、通常會社が自ら經營を誤つて損したことまで國民が負擔しなければならぬと云ふ理窟はないと思ひまするが、何が故に斯る新例を御開きになるのであるか、斯る新例は宜しくないと云ふ御考ではないのであるか、大藏大臣に質問いたしたうございます。

○議長(公爵德川家達君)　御諮り致しますが、江木千之君の會期延長奏請の件、又唯今阪谷男爵の大藏大臣に對する質問、大藏大臣は唯今第一分科會へ是非出席せねばならぬ趣で退席したのでありますから、御望であれば日程第一、第二、第三は暫く延しまして、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、此日程に移つてはどうでありますか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○江木千之君　左樣願ひたいと考へます。

○議長(公爵德川家達君)　江木君は其事を御希望でありますから、諸君に於て御異議がなければ便宜議長に於て左樣取計ひたいと考へるのであります。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵徳川家達君）　日程第四、地方鐵道法案第五、輕便鐵道補助法中改正法律案、第六、鐵道抵當法中改正法律案、第七、鐵道船舶郵便法中改正法律案、第八、鐵道營業法中改正法律案、第九、軌道條例中改正法律案、第十、仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告、是等の法案は同一委員に付託せられましたから御報告は一括せられて宜しからうと考へます。

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため茲に載録す以下之に倣ふ〕

地方鐵道法案
右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也
大正八年三月二十一日
右特別委員長　侯爵細川　護立
貴族院議長公爵徳川家達殿

輕便鐵道補助法中改正法律案
右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也
大正八年三月二十一日
右特別委員長　侯爵細川　護立
貴族院議長公爵徳川家達殿

鐵道抵當法中改正法律案
右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也
大正八年三月二十一日
右特別委員長　侯爵細川　護立
貴族院議長公爵徳川家達殿

鐵道船舶郵便法中改正法律案
右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也
大正八年三月二十一日
右特別委員長　侯爵細川　護立
貴族院議長公爵徳川家達殿

鐵道營業法中改正法律案
右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也
大正八年三月二十一日
右特別委員長　侯爵細川　護立
貴族院議長公爵徳川家達殿

軌道條例中改正法律案
右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也
大正八年三月二十一日
右特別委員長　侯爵細川　護立
貴族院議長公爵徳川家達殿

仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案
右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也
大正八年三月二十一日
右特別委員長　侯爵細川　護立
貴族院議長公爵徳川家達殿

〔侯爵細川護立君演壇に登る〕

○侯爵細川護立君　唯今日程に上ぼりました日程第四より第十までの委員會の經過並に結果を簡單に御報告いたします、其中で便宜上第四より第九までを束ねて御報告いたします、此地方鐵道法案提出の理由は夙に三月八日本議場に於て政府委員より説明がございました通り又委員會に於ても之に附加へまして詳細なる説明を承つたのでございます、現在の私設鐵道に付きましては、私設鐵道法及輕便鐵道法の二つがありますのを、私設鐵道の方は今日に於て適用なく、輕便鐵道の方は制定以來十年を經過して種種不備な點がありますので、之を廢し統一して此地方鐵道法なるものを此度提出されたのであります、次の日程第五より第九まで此五つの法律案は何れも地方鐵道法の制定に關しまして、當然必要とすべき文字の訂正及準用の規定になつて居ります、中にも第六の鐵道抵當法中改正法律案及第八の鐵道營業法中改正法律案、此二法案に付ては地方鐵道法制定に關しない二三の點があるのでございます、質問に付ては多少ございましたけれども、今は詳く申述べませぬ、唯々其質問の箇條を列擧したいと存じます、地方鐵道法に於ては、鐵道敷設法の第三條の私設鐵道の處分に關する規定と本法との關係、第十八條、第十九條の免許に屬する權利、義務と云ふ性質に付て、又第三十六條の補償金額の算出方法に付ても質問がありました、其他衆議院の修正に對する政府の意見、又私設鐵道同志會の修正意見に對する政府の意見、更に道路法に付て、道路法との關係に於ても種々質問があつたのであります、採決に當りまして地方鐵道法案に付ては一委員より意見が出たのであります、それを簡單に御紹介いたします、一委員は第一、此第十八條の免許に屬する權利、義務と言ふ中の鐵道の譲渡を含むと解するのは此第十九條の二項と對照して多少了解に苦しむ點があると云ふことであります、而して此第二十六條の中に譲渡の二字を加へるのが寧ろ御適當であると思ふ、斯う云ふことであります、又一つは第十九條の二項に「承繼スルコト得」と云ふ文字がありますのを、「承繼ス」と變へた方が法文として適當ではないかと思ふ、斯う云ふ意見であります、併し是等のことは今日の場合強て修正は致さぬ、修正の議は提出しないが、實際の問題に遭遇した場合に於て、當局の穩健なる處理に一任して遺憾なきを期したく茲に本案全體に付て贊成をすると云ふ意見であります、尙ほ一委員は既に道路法も出來た以上は政府の言明の通り次の議會に於て軌道條例を改正されると云ふことを信じて此法案全體に贊成をされると云ふ意見であります、即ち採決の結果日程第四より第九まで何等の異議もなく可決いたした次第でございます、次に日程第十仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案、是は御承知の如く小牛田石卷間の輕便鐵道であります、十七哩四分、二呎六吋の軌道であります、是は鐵道敷設法の豫定線でありまして、政府は此度買收の必要を感じて此會社と協定の上此金額を決定した次第であります、質問に於ても買收價格算定の基礎、或は會社の營業狀態の質問がありまして、各各答辯を得ました、尙ほ他に此線と等しく豫定線の一部であつて他日買收することを必要とする線に付て質問がありました時に、政府委員より甲府より岩淵に至る鐵道、下關萩の鐵道、西條より松山に至る鐵道の如きはさう云ふ心組みであると云ふやうな答を得たのであります、採決に至りましても何等異議なく可決した次第でございます、此段御報告いたします。

○菅原通敬君　私は此場合政府に御尋を致して置きたいと思ふのですが、其問題は此地方鐵道法案が初めて本院の議に上ぼりました場合に氣の付いた事柄でございますが、直ちに或る向きの方には注意を促して置いたのであります、或は其後何等かの機會に於て此事柄が明になることでもあらうかと思つて居つたのでございましたが、今に至るまで何等事を明にすることが出來ぬのみならず、委員會に於きましても、問題の之に觸るゝことがなかつたやうでありますが故に、已むを得ず此場合に於て御尋を申して置きまして、其義を明にして置きたいと思ふのであります、それに付きまして、先づ第一に御伺ひ致すのは、此地方鐵道法及輕便鐵道法並に私設鐵道法の廢止に方つて、之に關係する法規中改正を要せられるものは、今般茲に御出しになつた第五、第六、第七、第八、第九に掲げられて居る所の法案以外にあるのでありますか、無いのでありますか、若し有りと致したならばどう云ふものがありますか、若し御改正を要することでありますならば、何時それを御提出になるのでありますか、尙ほ加へて御尋ねするのは、本法は此施行の期日を勅令を以て定めると云ふことになつて居りますが、其施行は凡そ何時頃の御見込でありますか、先づ此二點に付て伺つて置きまして、尙ほ重ねて御伺ひしたいと、思ふのであります。

○議長（公爵徳川家達君）　此際皆樣に御諮りを致します、日程の第四より第九まで束ねて問題に致したく思ひます、御異議がございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵徳川家達君）　御異議がないと認めます床次鐵道院總裁。

〔政府委員床次竹二郎君演壇に登る〕

○政府委員（床次竹二郎君）　唯今の御尋の第一點は是以外に改正すべきものは無い積りであります、第二の御尋の施行期日は八月の積りであります。

〔菅原通敬君發言の許可を求む〕

○議長（公爵徳川家達君）　菅原君の御質問はどの問題ですか。

○菅原通敬君　日程第四に關連いたします。

○議長（公爵徳川家達君）　宜しうございます。

○菅原通敬君　營業税法第五條の二に私設鐵道法、輕便鐵道法、又は軌道條例に依つて運送の業を營む者は、鐵道業として課税すると云ふことの規定になつて居ります、若し此法律を改正せられると云ふことになりますと、現在私設鐵道法又は輕便鐵道法に依つて營業いたして居る所の鐵道業なるものは、此私設鐵道法及輕便鐵道法の廢止に依つて、鐵道業としての課税が出來ぬと云ふことになるのでありまし

て、其結果は運送業として課稅をして行かなければならぬと云ふことにならうと思ひますが、其事は果して營業者の同意を得るのでありますか、又政府としても其處まで御考になつて居ることでありますか先きに運送業法中より鐵道業と云ふものを分離いたしましたと云ふことは、運送業として課稅を受けることになれば資本金額を課稅標準とすることになるそれでは鐵道業者の堪へる所にあらずとして、更に鐵道業と云ふものを分離して、收入金額を課稅の標準として課稅することに改まつたのでありますが、之を以先の如く運送業として課稅すると云ふことになりますと云ふことは、營業者の決して忍ぶ所でないと思ふ其點に付て鐵道監督官廳として如何に御考へになつて居りますか。

〔政府委員佐竹三吾君演壇に登る〕

○政府委員(佐竹三吾君) 私から御答を申上げます唯今の問題に付きましては、大藏省の當局と相談いたしまして法律の解釋上地方鐵道法に依る鐵道業を營むものとして、課稅をすると云ふことに取扱ふ考であります、從つて今回は法律の改正案を提出いたさなかつたのであります。

○菅原通敬君 唯今の政府の御答辯は甚だ當を得ないと思ふ、解釋上に依つて取扱をすると云ふやうなことの出來る問題の性質のものでないのであります若し是が行政裁判の問題になつて御覽なさい、どう云ふやうなことになりますのでありませうか、課稅の基礎は最も嚴格に解釋いたさなければならぬのであります、解釋に依つて取扱に依つて輕き負擔で濟むものが重い負擔になると云ふことはどうして夫が出來ることでありますか、さう云ふやうなことは到底許すべからざることであると思ふのであります、私は思ふに此營業稅法の改正と云ふまでに考及ばなかつたと云ふことを、或は政府の手落でなかつたかと思ふのであります、私は唯今其手落があつたと云ふことを御咎めする譯でないが、寧ろ是は次の議會にでも改正案を提出されて、遡ても矢張り鐵道業として課稅すると云ふやうなことに取扱ふ積りであると云ふことに政府は御考になつて而して此義を明にして置かれると云ふことは、當業者としては滿足であらうと思ふのであります、尙ほ矢張り解釋上で御遣りになる御積りでありますか。

〔政府委員床次竹二郎君演壇に登る〕

○政府委員(床次竹二郎君) 御答へ致しますが、唯今政府委員より御答へいたした通りに考へて居ります、さりながら御尋の如きことに解釋いたさなければならぬやうでありますれば、次の議會に改正法を出すことは何等厭ふ次第ではありませぬ。

○議長(公爵德川家達君) 唯今問題に供しました日程第四より第九の法案の第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○侯爵細川護立君 直ちに第二讀會を開かれむことを……

〔侯爵佐々木行忠君發言の許可を求む〕

○議長(公爵德川家達君) 佐々木侯爵は何ですか。

○侯爵佐々木行忠君 直ちに第二讀會を開かれることに贊成いたします。

○議長(公爵德川家達君) 六案の第二讀會を直ちに開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 六案全部を問題に供します、全部原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○侯爵細川護立君 直に第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○男爵高木兼寛君 贊成。

○議長(公爵德川家達君) 直ちに六案の第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 日程第十、仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案、第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○侯爵細川護立君 直ちに第二讀會を開かれむことを……

○男爵高木兼寛君 贊成。

○議長(公爵德川家達君) 本案の第二讀會を直ちに開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○侯爵細川護立君 直ちに第三讀會を開かれむことを……

○男爵高木兼寛君 贊成。

○議長(公爵德川家達君) 直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 日程第十一、大正七年法律第三十七號中改正法律案、衆議院提出、第一讀會の續、委員長報告。

大正七年法律第三十七號中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月二十一日

右特別委員長

侯爵佐 々 木 行忠

貴族院議長公爵德川家達殿

〔侯爵佐々木行忠君演壇に登る〕

○侯爵佐々木行忠君 委員會の經過と並に結果を御報告申します、委員會に於きましては二三の質問がございまして、且つ政府の同意もあることを確めまして、又食糧政策上、本案は妥當と認めまして、全會一致を以て可決いたしました、右御報告申上げます

○議長(公爵德川家達君) 此際休憩を致します。

午後二時四分休憩

午後二時四十九分開議

○議長(公爵德川家達君) 是より報告を致させます

〔成瀨書記官朗讀〕

本日衆議院より左の政府提出案を受領せり

大正八年度歲入歲出總豫算追加案(第四號)

○議長(公爵德川家達君) 是より前刻に引續いて開會いたします、日程第十一の法律案の第二讀會を開くことに御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議が無いと認めます

○侯爵佐々木行忠君 直ちに第二讀會を開かれむことを希望いたします。

○子爵伊集院兼知君 贊成。

○議長(公爵德川家達君) 直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○侯爵佐々木行忠君 直ちに第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○子爵伊集院兼知君 贊成。

○議長(公爵德川家達君) 直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます、此際御諮りを致します、唯今書記官をして報告をいたさせました大正八年度歲入歲出總豫算追加案第四號、審査期限を定むるの件を議事日程を變更して先きに延期せられました日程第一乃至第三と共に追加いたしたく存じます、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

〔左の送付文は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す〕

(第四號)大正八年度歲入歲出總豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月二十四日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

○議長（公爵德川家達君）　江木千之君に申上げますが、先刻會期延長奏請の件に付て國務大臣の答辯を求められました、もう一應御質問の趣意を簡單に御申述べになつた方が宜しからうかと考へます。

○江木千之君　先刻御宣告になりました其問題になつて居ります所の豫算案を見ますると其中には神戸の港の修築門司の港の修築、それから今朝以來當議場に於てのやかましい質問のありまする所の開墾會社に關する件等を含んで居ります、是等の重大問題のある所の此追加豫算を會期切迫の場合に提出せられた、餘す所僅か二日でありますが、是等の大問題を貴族院が二日間に議了し得るものと御認めになつて此案を提出せられたのでありませうか、それとも議事の進行を見て會期の延長を奏請せらるゝの御考でありませうか、是まで歷代の內閣は會期切迫の場合に重大なる問題を提出せらるゝ事に付ては、貴族院は非常に力を入れて斯の如き事がないやうにと云ふことは屢々警告したのでありまする、然るにも拘らず今回又斯う云ふことに遭遇したのでありまするが、此例は既往に照らして考へて見ましても殆ど先例がないかのやうに考へるのであります、國務大臣は此點に付きましては如何なる考であるかと云ふことを伺ひたいのでございます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君）　唯今の江木君の御質問に御答へ致しますが、政府は殊更に重大なる問題を會期切迫の場合に提出すると云ふやうな意思は毛頭有つて居りませぬ、併ながら帝國議會の會期は僅か三箇月でありますが、故に調査等の手間取りましたものは勢ひ已むを得ず段々會期の末に提出する場合があるのであります、甚だ遺憾のことでありまするが、段々調査の實況等に顧みますれば是迄とても多く已むを得ぬ場合であると考へるのであります、併し出來得るだけ斯樣なることは避けたいと云ふことは私の精神でありますけれども、實際に於ては甚だ困難なることが多くあらうと考へまするから此事は一應御斷りを申して置きたいのであります、而して今期議會を延長いたすや否やと云ふことに付きましては、無論政府に於きましては今期議會の定つて居りまする日數の間に是等の案件は決議せられるものと認めまして提出いたして居るのであります、其以上は兩院の審査の狀況の如何に依りましては場合に依りますれば延長を奏請いたさなければならぬ場合も無論起るのでありますが、豫め此所に延長を奏請する、若くばしないと云ふことを申上げ兼ねます、けれども、是は兩院に於て議案審査の狀況如何に依るものであると御諒解を願つて置きたい。

〔男爵阪谷芳郎君發言の許可を求む〕

○議長（公爵德川家達君）　阪谷男爵は御質問ですか

○男爵阪谷芳郎君　午前に御質問いたして置きましたが……

○議長（公爵德川家達君）　もう一應御述べになつたら如何でございます。

○男爵阪谷芳郎君　開墾株式會社の補助は年八分の補給と云ふことになつて居りますが、尙ほ損失があれば損失をも補塡すると云ふことになつて居りますが、從來政府が會社に補給を與へられた場合には拂込金の八分と云ふものを限りとする、五分を限りとすると云ふやうに一定して居る、即ち政府の支出する金額が一箇年八朱の補給であるならば百萬圓に付いては八萬圓を超えぬとか云ふことになつて居りますが、此度の補給の仕方は會社の當事者が其經營宜しきを失つて損失をした場合にも國民一般が之を負擔しなければならぬやうに聞こえるのであります、で斯る例は染料株式會社の補給に・つあつたかと記憶いたしますが、從來例のない事でありまして斯う云ふ新例を開くことは或は將來の惡例になりはしないかと慮るゝのであります、此補給の仕方を斯の如くなさらなければならぬと云ふ必要は如何なるものでありまするか、是がなければ會社が成立しないと云ふ政府は御考なんでありませうか、又將來に於て補給の仕方を斯う云ふ風に御改めになると云ふ御考なんでありまするか、私に於きましては從來の如く會計の取締を嚴重にせられると云ふ方針を至極是なりと考へまするが故に斯る惡例は御開きにならぬ方が宜くはないかと考へまするが、一應承つて置きたいのです。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　唯今の御尋は他の例を申上げますれば、染料藥品製造奬勵法が即ち損失を塡補し、尙ほ配當の八朱を保證して居るのでございます、此法律の下に出來ましたる所の染料會社なるものは、矢張り損失が生じますれば、政府が其損失を塡め尙ほ其上に拂込金に對して、八朱まで補給をすると云ふことになつて居ります、併ながら此損失を生ずることは、會社自らの重大なる過失に出でたるものに對しては、政府は此義務はないのであります、而して此點に付きましては、過刻陳述いたしましたる通り、豫め政府に於て、期間に依つて仕事の性質、場所等を調査研究の上計畫を定め、萬過ちなきことを確めて承認を與へる次第でありまするから、先づ損失の生ずることは稀であると考へて居ります、而して染料會社の補給の仕方と違ひますのは開墾會社に於きましては、資本に缺損を來したる場合に、政府が先づ此缺損を補ふ、而して後に後の年度に於きまして、會社が利益を生じたる場合に、政府の補助を仰がずして株主に對して八朱の配當をし尙ほ其上に利益が剩りましたらば、其剩りましたるものを以て、曩に政府が資本に對する缺損を補塡したるものを會社より政府に返還せしめると云ふことが、一層此營利會社でないと云ふ性質を……染料會社から此較して見ますと明かになつて居る次第でございます、固より將來のことに於ては、其事業の性質に依つては、斯樣な補給の仕方が萬ないとは保證が出來ませぬけれども、將來に於きましては政府の希望する所に、成るべく輕便鐵道などの補助法に依りたいと云ふ考を持つて居ります、即ち政府は損失の補塡の義務を持たずに、唯利益のない場合に於て株主の出資に對する配當の保證だけに止めるが大體宜からうと考へて居ります。

〔淺田德則君發言の許可を求む〕

○議長（公爵德川家達君）　今大藏大臣が發言せられますから暫く御待ちを願ひます。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　大正八年度總豫算追加第四號に付て大略の說明を致します、此追加第四號に計上いたしましたる金額は、歲入歲出各二十五萬餘圓でございます、本追加豫算提出の理由は、一は貴族院より提出相成りましたる、史蹟名勝天然紀念物保存法の制定せらるゝに於て、是が調査費を要します、二には度量衡法の改正に伴ひまして、是が施行準備の爲め經費を要するのでございます、右兩法は一日も速に施行するの必要ありと認めまして、緊急其準備の爲め本追加額を提出しました次第でございます、何れも法律施行に對する經費でございますから、御審議の上速に御協贊を切望いたします。

○淺田德則君　唯今問題に供せられましたる第一、第二、第三と、唯今御紹介になりましたる第四號の追加豫算、此四件に關係いたしまする審査期限でありまする、既に會期も切迫いたしましたるに依つて審査結了次第に報告すると云ふことに定められむことを望みます。

○男爵高木兼寛君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　淺田德則君の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第十二、中等學校教員優遇に關する建議案、侯爵德川賴倫君外六名發議會議、建議案を朗讀いたさせます。

〔成瀨書記官朗讀〕

中等學校教員優遇に關する建議案

右貴族院規則第六十四條に依り提出候也

大正八年三月二十一日

發議者
侯爵德川賴倫　伯爵林博太郎
子爵青木信光　男爵高木兼寛
江木千之　谷森眞男
鎌田榮吉

贊成者
伯爵松浦厚　伯爵大木遠吉
男爵小澤武雄　子爵平田東助
子爵松平乘承　子爵松平康民
子爵藤谷爲寛　子爵前田利定
子爵榎本武憲　子爵今城定政
子爵伊東祐弘　子爵堤雄長
子爵白川資長　子爵八條隆正
子爵板倉勝憲　子爵米倉昌達
淺田德則　高崎親章
男爵中川興長　有松英義
和田彦次郎　男爵村木雅美
男爵坂本俊篤　男爵神田乃武
男爵田健治郎　男爵武井守正
男爵內田正敏　男爵肝付兼行
男爵山內長人　岡田良平
男爵南岩倉具威　男爵若王子文健
男爵德川厚　男爵船越光之丞
男爵北大路實信　男爵眞田幸世

男爵安場末喜　男爵坪井九八郎
男爵福原俊丸　男爵清水資治
男爵岩倉道倶　男爵安藤直雄
男爵赤松範一　男爵二條正麿
男爵調所恒德　男爵藤堂高成
男爵辻太郎　男爵東鄉安
男爵矢吹省三　石井省一郎
中島永元　藤田四郎
石黑五十二　石渡敏一
加太邦憲　阪本釤之助
高田早苗　木場貞長
菅原通敬　伊澤多喜男
高橋作衞　西久保弘道
野々村久次郎　佐藤傳兵衞
星島謹一郎　鎌田勝太郎
橋本辰二郎　土田萬助
西川甚五郎　大森慶次郎
横山章

貴族院議長公爵德川家達殿

中等學校教員優遇に關する建議

中等教育は國民の中堅たるへき人物を養成するの一大事業にして其の盛衰張弛は實に國家隆替の繫る所なり豈に重んせさるへけんや然るに中等學校教員は其の任の頗る重きに比し其の待遇の極めて薄きか爲に多年在職德識並ひ進めるか如き者は到底從來の俸給を以て其の位置に留まらしむるを得さるの實況なるのみならす近時物價の騰貴は一般の中等學校教員を通して前日の生計を持續すること能はさるは勿論甚しきに至りては一家を支ふることを得すして其の窮逼の狀勝て言ふへからさるものあり中等教育の前途眞に憂慮に堪へさるなり政府は深く此に省察を加へ速に其の俸給を厚くするの途を講すると同時に國費を以て年功加俸を支給するの制を設けて教員優遇の實を擧け以て中等教育の振興を計られむことを望む

右建議す

○議長(公爵德川家達君)　江木千之君。

〔江木千之君演壇に登る〕

○江木千之君　唯今議題に上つて居ります所の建議案の理由を述べまするに方りまして、先以て中等學校教員の範圍を說明いたして置きたいと考へるのでありまず、此に中等學校教員と申しまするのは、公立の中學校教員、師範學校教員、高等女學校教員中等程度の實業學校の教員を網羅するのであります偖此中等教育なるものは國家の中堅たるべき人物を陶冶するの一大事業でありまして、其盛衰興廢は國家の隆替に關係する譯でありましてそれは私が今喋々するを俟たぬ次第であります、是に於てか中等教育の費用は國庫の負擔にすべしと云ふの論が、政治家教育家の間に段々起つて參る譯であります、併ながら此多額の中等教育費を、之れを今國庫に移すと云ふ事は今日の財政上到底爲し得べき事でないと考へまする、のみならず之を唯一の理想よりして國庫の經濟に移して見ました所が、中等教育の實質に於ては何等改良の實の擧がらぬ譯でありまする、それ故に中等教育の改良の爲には比較的少額の金員を支出して改良上比較的大なる効果を收めるやうな事を考へなくてはならぬのでございまする、即ち年功加俸の制度を設くる事が最も能く此趣旨に適して居るのでありまする、今初等教育と國庫の關係は如何になつて居るかと云ふ事を考へて見まするど、小學教育補助費としては年々二百萬圓を支出して、之を教育の年功加俸、特別加俸等に支辨して居るのであります、其外教育基金の利子數十萬圓を地方に支給して、小學經營の費用に充てられて居り、尙ほ數十萬圓を國庫より支出して教員の退隱料の一部に充てゝ居るやうな譯でありまして、殊に本年度の初よりは一千萬圓の巨額を支出して、小學教員の俸給に充てると云ふことになつたのであります、又大學以下高等諸學校の方面は如何であるかと云ふことを見まするに、政府は此度四千四百五十萬圓の臨時費を支出して、大學學部、高等諸學校の創設擴張を圖らるゝの考で、今本院の協賛を求めて居るやうな次第であります、僅に六年間に二十九の高等諸學校、數箇の大學學部を一氣呵成的に創設しやうと云ふ政府の計畫でありまする、此計畫が果して成立ちましたならば、年々經費は幾許を要するかと申しまするど、千四百萬圓の巨額に達するのでありまして、今日大學以下高等諸學校の爲に國庫が支出して居る七百餘萬圓に比較すると丁度倍額に達するのであります、國庫は初等教育に對して斯の如く巨額の金員を支出して居り、高等學校に對しては又斯の如き巨額の此金員を支出せむとして居るのでありまする、今中等教育の費用を以て之に比較して見まするど、非常な懸隔があるのでありまして、中等教育の爲には僅か數十萬圓の恩給を支給して居るに過ぎぬのでありまする、斯の如くして國家將來の爲に社會の中堅人物を養成するの實を擧げることが出來ませうか、如何でありませうか、到底中等教育を此儘にして置くことは出來まいと考へまするが、併ながら今俄に初等教育高等教育に對する比較を取つて之と權衡を得せしめやうと云ふことは容易ならぬことでありまするが、前申す年功加俸の制を採用して今日の急を塞ぐより外はないと考へます、今外國の實例を顧みて見まするに、佛蘭西の如きは七年制の高等學校を百八校まで國費を以て維持して居る有樣であります、獨逸の如きは普魯西の一國にして九年制の高等學校を五百六十校有して、概ね國費を支出して之を維持して居ると云ふ有樣であります、今俄に外國の眞似をする譯には行かず、又我國の初等教育、高等教育の比較を取つて俄に中等教育費を國庫より多額の支出をすると云ふことは出來ませぬが、せめて今日の急を救ふ爲に年功加俸の制を設くることは最も必要であらうと思ふのであります、然るに此頃兩院を通過いたしました所の地方稅制限の擴張の法律でありまするが、政府は此法律に依つて中等教員の俸給を相當に增す事が出來ると云ふことを申して居られまするが、是は政府の考へられる如くに參るまいと考へるので、今日地方稅制限の擴張をするに至つた此歷史を承つて見まするど、もと前內閣に於て文部當局は教育の臨時手當を給したい、臨時事件費の內より支出いたしたいと云ふので、評議を凝らした所が何分國庫より支出する譯には往かないと云ふので、遂に地方稅の制限を擴張して地方費より支出せしめやうと云ふのでそれらが原因になつて此地方稅制限擴張の法律案を提出せられ、此成立を見るに至つたんでありまする此地方費の制限を擴張して支出する所のものは、畢竟するに臨時手當に過ぎない、判任官なり高等官の臨時手當と同一のものであるのであります、縱し五割を給することになりましても、即ち臨時手當の性質のものである、臨時手當なるものは、唯從來の生計を大正八年後にも持續せしめやうと云ふ趣意に外ならぬ、從來の生活狀態を將來にも繼續せしめやうと云ふ趣意に外ならぬのであります、斯樣な次第でありますから改良と云ふが如き意味は少しも含んで居らぬのであります、是が改良を圖るには、到底他の方法に依るの外はなからうと考へる、縱し又多少の教員の平均額を增加いたして見ましても、今日の中等教員を待つには足らぬと私は考へるのでありまする、唯今中等教員の俸給は五十一圓が……本年度の豫算に於ては地方議會の決議を見まするど、四割ばかり增加したやうでありますが、是が五十五圓或は六十圓になりました所が、其平均額の倍額を一人に給すると云ふことは、地方の小政府の經濟に於ては甚だ困難なことであるのであります、現在中學の教頭などと稱へまする重なる教員にして幾何の俸給を受けて居るかと申しまするど、千三百圓の年俸を受けて居る者は僅に指を屈する程ほかは無いのでありまする、一萬四千人の有資格の教員の中で指を屈するほど外は無いのであります、其他は教頭にして漸く千圓の年俸を受けて居ると云ふやうな有樣でありまする、大學に於て螢雪の勞を積んで卒業後教育に從事して十年、十數年を費して、尙ほ其受ける所の報酬は斯の如き有樣であるのであります、是は地方に委して置いては到底十分なる事は出來ぬのでありまする一人にして平均額の二倍を受けると云ふ事は地方ではなか〳〵行はれない、地方で行はれないのみならず中央政府に於ても容易に行はれる事でない、例へば總理大臣の御膝元にある所の法制局の參事官などにしましても、少しく年功を積んで役に立つやうになつたと云ふと、俸給が上ぼる、仕方がない、惜しい人であると云ふ、斯う云ふ人、之を行政裁判所に採つて貰ふとか、其他の地方に轉任さすと云ふやうな有樣であります、地方の小經濟に於ては到底此平均額の倍額を支給すると云ふやうな事は縣會議員などの眼前もありますし、實際に於て是は到底出來るものではありませぬ、此に於て多年勤續する所の優良なる教員には國庫が年功加俸に依つて相當の額を支給しまするなれば地方に於て之を俸給が高いからと云つて罷免する事は出來ないので罷免した所が國庫の金は地方に這入つて來ると云ふ譯には參らぬのであります、で良い教員は久しく其職に留めて置くと云ふ結果になるのでありまする、即ち教育會議にても種々審議の末年功加俸の制と、特別加俸の制を設けると云ふ事になつたんでありまするが、私は特別加俸の制は今日時局が終を告げた以上は、今日此制を急に設くるの必要は無いと考へるのでありまする唯年功加俸の制は一日も之を忽にする事は出來ない

と信ずるのであります、此の年功加俸の制は唯教員の物質上の優遇には止まらぬのであります、是が中等教員の思想上、精神上に餘ほど關係を有つのであります、今日までは中等教員に對しては國庫は構はない、地方一任であると云ふことは、中等教員の腦裡には不愉快を感じて居るのであります、のみならず、此の年功加俸の制は教育會議に於いて之れを決定したと云ふので、是れが教育社會に知れ渡つて中等教員は大に喜んで將來を期待して居つたのでありますが、前内閣は年功加俸の豫算を編成して大藏省に廻付したのであります、其中内閣に更迭があつて、現文部大臣も依然として前内閣の計畫を繼續しやうとして居られた、處が大藏省に於ては財政の都合を以て之を半減にし、更に是が閣議に係つて全く棒を引かれて何も無いやうになつたと云ふことは、公然の祕密で、中等教育社會には是が知れ渡つて實に中等教員は失望をして居る、意氣沮喪の有樣である、之に付ては關西地方の教員、或は東北地方の教員などより私の所には數十通書面が參つて居るのでありますが、其書面は決して彼等が卑劣なことを訴へるのでない、私共に書面を寄越すに付ては皆何れも禮節を守つて、さうして其哀情を訴へて居るのであります、玆に餘り時間を長くしては相濟みませぬから、其中の二通の一節を朗讀して諸君の御參考に供したいと考へる、其一通は關西地方の實業界で今日は働いて居る人でありますが、嘗て中等教員に從事して居つて到底此薄給では遣り切れぬ、淸貧に甘んじてやつて見たが、多くの家族を支へることが出來ないので、遂に實業界に身を投じて、さうして顧みて今日の教育界を見ると如何にも、默視するに忍びぬ、傍觀者の位置から訴へると云ふことで私に書面を送つたのでありまして、是は固より私は一面識もない人であります、其書中の一節を讀上げて御參考に供しますが、「從來我國の社會の各階級中に於て比較的物質慾に淡く、精神生活の味を解し、知足安分淸貧を樂むものの多かりしは教育界の人なりき、然るに彼等は近時激烈なる經濟上の脅威を受けて安心立命の地を失ひ從來自家の生計に對し餘り無用心なりしを悔ゆること甚しく而も之に應ずる方法無きを以て（實業界に入る便宜を得ざるものは）其の自制心弛解して現代を呪咀するに至れり但幾分當局者に畏れらるゝ大學教授と世に憐まるゝ小學教員とは多少其の境遇の改善を得たれども畏れられず憐まれざる中等教員は繼子扱ひを受けて抑へ難き不平に氣を腐らすに至れるなり、歐米の新思想に對する憧憬盛にして思想の動搖期にある青少年而も將來國民の中堅たるべき青少年と接觸し交渉し多大の影響を之に及すべきものは何ぞ新聞雜誌と中等教員となり而も出版印行は如何樣にも之を取締り得べし以口傳耳以心傳心の學校教育は内務も文部も如何にして之を取締り得べきか今や國民思想動搖の危機に際し各地方に普く分布せる不平教育家をして青少年の教育に當らしむるは危險ならずや當局者は火藥庫の番人を擇ふの注意を知らざるか吾人は國運の前途を思ひて慄然膚に粟せざる能はざるなり言ふ勿れ現今の無能教育者は之を喜ばすも事功を擧ぐるに足らず之を怒らすも憂ふるに足らずといかにも彼等は思想の指導矯正に無能なるかも知れず然れども消防の能力なきものは放火の力なきものと云ふを得べきか嗚呼彼等は今危し當局者は何故思を玆に致さゞるか嗚呼彼等は今この薄遇を受けつゝ最も堪忍強く沈默を守りつゝあるが如くなれどもそれだけ女性的に深刻なる怨恨を藏しつゝあるを知らざるべからず嗚呼乳母を虐待しつゝ愛兒を託し置く國家の將來は如何なるべきか」斯う云ふやうなことが記載してあるのであります、是は關西地方から參つたのであります、東北地方の現職の教員の送つた書面の一節を尙ほ讀上げますが－孰れも多數の子女を養ひ之に尊長親を加へ候へば少くとも一家五六口の平均と見るべく、最近の趨勢にては殆んど勞働者よりも少額の報酬に甘んじて昂騰止る所を知らざる物價に脅かされ妻兒饑に泣き老親寒を訴ふるは普通の事象に御座候この時教育會議が中等教員優遇の事を疾呼し第一に其年功加俸を立案し前内閣は之を容れて其豫算を計上したる公然の祕密が世間周知の事となりしとき是にて多少の生活の安固を保せらるゝを感じ候ひしに現内閣出現と共に一場の蜃氣樓と消滅し去り候ため失望落膽形容の辭も無之候沙上偶語紛々として耳をうち申候爲政者にして國民品性の陶冶に從ふ中等教育者中より有爲の翼を驅逐し去りて徒に老廢無能の集團とする者ありとせば其將來の禍害は想像の外なるべきは明かなる儀にして信に長大息を禁じ難く候」云々と云ふやうな書面が參つて居りまするが、是等は誠に眞情を穿つたもので如何にも中等教育社會の意氣は沮喪して居ると考へらるゝのであります、併ながら此中等學校教員なる者は元と國家の爲に教育勅語の聖旨を奉體して社會の中堅人物を陶冶しやうと云ふ此高尙なる抱負を以て教育界に入つたものでありますから、決して彼の營利事業に唯沒々として、金儲の爲に奔走すると云ふ徒輩とは其精神其意氣に於て大に異なる所がありますから、今政府にして彼等の境遇を改善し、彼等の生活を安固にするの方策を立てて以て彼等に臨まれるならば、彼等は決して一時の生活難に挫折するものでもなからうと考へるのであります、若し此策がなくば彼等は飽までも此高尙なる素志を貫いて國家教育の爲に良成績を擧げることゝ私は信じて疑はないのであります、此建議案の末文に於て「中等教育の振興を計られむことを望む」とあるのは是は言葉を誠に丁寧にしただけでありまするが、若し之を露骨に申すならば政府は中等教育の衰萎を未前に防遏せられむことを望むと云ふのが事實に當つて居らうと考へるのであります、どうか滿場の諸君は此趣意に御同意下すつて、本案が速に決定せられむことを偏に希望いたします。

○男爵高木兼寛君　本案は社會の現況に應じた極めて重要なる問題と思ひます、故に十分の審議を遂げて申上げまする必要はないことであらうと思ひまするから、どうか滿場諸君直ちに之を御贊成下されて即決あらむことを希望いたします。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　是は別に贊成者を要しませぬ、本建議案に同意の諸君の起立を請ひます。

總員　起立

○議長（公爵德川家達君）　全會一致と認めます、明日は通常の通り午前十時より開會を致します、議事日程は決定次第御通知に及びます本日は是にて散會

午後三時四十二分散會

○大正八年三月二十五日（火曜日）

午前十時五分開議

議事日程　第二十四號

第一　高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律案（政府提出、衆議院送付）　**第一讀會の續**（委員長報告）

第二　大正八年度歳入歳出總豫算追加案（第二號）　**會議**（委員長報告）

第三　衆議院議員選擧法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　**第一讀會の續**（委員長報告）

第四　大正四年法律第十六號中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　**第一讀會の續**（委員長報告）

第五　農工銀行法中改正法律案（衆議院提出）　**第一讀會の續**（委員長報告）

第六　金祿公債證書不足額下付に關する請願　會議

第七　金祿公債證書不足額下付に關する請願　會議

第八　家祿賞典祿下付に關する請願　會議

第九　家祿賞典祿下付に關する請願　會議

第十　特別用鹽規則中改正の請願　會議

第十一　三本松區裁判所復設の請願　會議

第十二　野崎郵便局に集配事務開始の請願　會議

第十三　坂上郵便局桑野郵便局間に遞送開始の請願　會議

第十四　野洲郵便局に電信並集配事務開始の請願　會議

第十五　家祿賞典祿下付に關する請願　會議

第十六　阿讃連絡鐵道東讃線敷設の請願　會議

第十七　上越鐵道中高崎澁川間工事速成の請願　會議

第十八　福岡縣三潴郡大野島村に無集配郵便局設置の請願　會議

第十九　大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の請願　會議

第二十　東太良郵便局に集配事務開始の請願　會議

第二十一　區裁判所管轄區域變更の請願　會議

第二十二　勝山區裁判所出張所設置の請願　會議

第二十三　伯備線鐵道速成の請願　會議

第二十四　興部校幸間鐵道敷設の請願　會議

第二十五　帝國在鄕軍人會國庫補助の請願　會議

第二十六　鶴岡大泉間輕便鐵道敷設の請願　會議

第二十七　白水輕便鐵道敷設の請願　會議

第二十八　北海道上川郡人舞村に帶廣區裁判所出張所設置の請願　會議

第二十九　軍人恩給法中改正の請願　會議

第三十　鶴岡區裁判所狩川出張所設置の請願　會議

第三十一　軍人恩給法中改正の請願　會議

○議長（公爵德川家達君）　是より諸般の報告を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

昨二十四日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

地方鐵道法案
輕便鐵道補助法中改正法律案
鐵道抵當法中改正法律案
鐵道船舶郵便法中改正法律案
鐵道營業法中改正法律案
軌道條例中改正法律案
仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案

同日本院に於て可決したる左の衆議院提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

大正七年法律第三十七號中改正法律案

同日本院に於て可決したる中等學校敎員優遇に關する建議は文書を以て即日之を政府に呈出せり

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

阿片法中改正法律案特別委員會
委員長　伯爵兒玉秀雄君
副委員長　西久保弘道君

大正四年法律第十六號中改正法律案特別委員會
委員長　子爵樋口誠康君
副委員長　男爵村上敬次郎君

會計法中改正法律案特別委員會
委員長　侯爵蜂須賀正韶君
副委員長　男爵外松孫太郎君

農工銀行法中改正法律案特別委員會
委員長　子爵片桐貞央君
副委員長　藤田四郎君

同日委員長より左の報告書を提出せり

衆議院議員選擧法中改正法律案可決報告書
都市計畫法案可決報告書
市街地建築物法案可決報告書
阿片法中改正法律案可決報告書
大正四年法律第十六號中改正法律案可決報告書
農工銀行法中改正法律案可決報告書
大正六年度豫備金支出の件（承諾を求むる件）
大正六年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件（承諾を求むる件）、大正六年度特別會計豫備金支出の件（承諾を求むる件）、大正六年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件（承諾を求むる件）、大正六年度大正三年臨時事件豫備費支出の件（承諾を求むる件）
大正六年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件、（承諾を求むる件）、大正六年度帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件（承諾を求むる件）、可決報告書
大正八年度歲入歲出總豫算追加案（第二號）可決報告書、大正五年度歲入歲出總決算、大正五年度各特別會計歲入歲出決算審查報告書
請願委員會特別報告第八號

同日衆議院より左の政府提出案は本院の議決に同意し奏上せる旨の通牒を受領せり

度量衡法中改正法律案
醫師法中改正法律案

本日議員若槻禮次郎君より三十一名の贊成を以て左の修正案を發議せり

大正八年度歲入歲出總豫算追加案（第二號）修正案

○議長（公爵德川家達君）　是より會議を開きます。

〔侯爵黑田長成君演壇に登る〕

○侯爵黑田長成君　諸君、本員は茲に謹んで皇太子殿下御成年祝賀に關する緊急動議を提出いたします、本年四月二十九日皇太子殿下には御成年に達せられ其御式を擧げさせらるることと拜察いたします、付きましては此際貴族院は特に慶賀の誠意を表します爲に、天皇、皇后兩陛下に賀表を捧呈いたしますことと、皇太子殿下に賀表を捧呈いたしますこととを院議を以て可決いたし置くことが然るべしと存じます、尤も休會中に相當いたしますからして、此二つの賀表は議長に於て適宜起草の上捧呈せられむことを希望いたします、此動議は全會一致を以て可決せられたいと存じます。

○平山成信君　謹んで今の動議に贊成いたします。

○江木千之君　黑田侯爵の動議に贊成いたします。

○議長（公爵德川家達君）　黑田侯爵の動議に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます……唯今の議決に基きまして賀表の案文は議長に於て適宜取計ふ積りでございます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第一に移ります筈でございますが、委員長が未だ出席いたされませぬが副委員長が代つて委員會の報告を爲されますか、如何でございますか、高崎君……

○高崎親章君　委員長はまだ出席はございませぬか

○議長（公爵德川家達君）　議席に見えて居りませぬから、まだ出席ないと存じます。

○高崎親章君　出席がなければ私の職責として私から申上げます。

○議長（公爵德川家達君）　御報告になりますか……日程第一、高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告、高崎親章君。

〔左の報告書は朗讀を經ざるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月二十日

右特別委員長　伯爵大木遠吉

貴族院議長公爵德川家達殿

〔高崎親章君演壇に登る〕

○高崎親章君　唯今議題に上りました法律案に付きまして、委員會の經過並に結果を御報告申上げます本案に對して委員會は去んぬる四日初じめて委員會を開きまして、回を重ぬること三回でございまして其間當局大臣及政府委員に對しまして、質問應答を數回重ねましたのでありまするが、其大要を申上げますれば、第一に法案の參考にありまする學校の種類に付て種々質問がございました、又敎官の養成に付て是は政府に於て此敎官の養成が出來得る目的であるかどうかと云ふの質問に對し、政府の答辯は此問題は餘ほど困難である、それが故に此學校の計畫に付て六箇年の繼續に致した譯である、此敎官の養成がなければもう少し年限を縮めても宜いのであるが、敎官の養成に餘ほど困難を見るが故に六箇年と致した譯である、六箇年の歲月を經れば豫定の敎官を養成し得らるる目的である、差支ない積りである斯樣な答でありましたのであります、それから或る委員の一人は此法律案は必要はないと認むる、此の如き計畫を致すには確實なる財源に依らなければならぬものである、然るを公債若くは借入金と云ふが如き不確實なる財源に依るべきものでない、是等に對しては正確なる財源を求めなければならぬ、相當の歲入に依つて計畫を立つべき筈のものであるから特に此の如き法律を設けずとも差支ないではないか斯樣な質問が出ましたのでございます、之に對して政府の答辯は事業と財源とを分つことの出來ない事柄であるが故に、事業の正確を期する爲に之に伴ふ所の借入金若くは公債に依つて之を結附けたものである、斯樣な意味の答であつたのであります、又或は寄附金は各地に於て行はれるやうであるが、此寄附金を如何に處分せらるるか、此の如き質問に對し是は當然歲入に入れ而して後に正當に支出すべきものであると云ふが如き答があつたのであります、又或る委員の一人は此の如き計畫を爲すに付ては、其內容に於て十分なる調查を爲す未だ餘地があると認める、故に此點に付ては十分の政府は責任を以て之を調查せられむことを望む、敎育諸問機關の設けらるる以上は、之に十分なる諮問を遂げられて、尙ほ內容に付て變更すべきは之が變更を爲すと云ふことの政府は誠意があるかどうかと云ふことの質問がありました、之に對しては總理大臣より其意見の通り必ず手續を盡す、斯樣な答がありましたのであります、尙ほ或る委員の一人は先きの公債政策の不確實なりと云ふことを繰返して、最も有力なる質問を試みられたのでありますが、それは凡そ公債若くは借入金を以て爲すべきものは、其事柄が收入を得る事柄に依つて爲すべきものであつて、例へば鐵道、電信、郵便と云ふが如き收入のあるものに對しては、無論公債若くは借入金を以て爲すべき例は幾らもあるが、此高等諸學校の如き大なる計畫を爲すに對して、未だ曾て前例もないと認める、又茲に斯の如き計畫を立てると云ふことは、後日に惡例を貽すことである、斯の如きことは愼しむべきことである、故に此案には絕對に反對すると云ふ意味の意見も出ましたのであります、結局之に對しましては委員の一

人から原案は賛成するが、之に付ては政府の言明を要すに、其言明は教育諸問機關に對し、本案の内容を尚ほ十分諸問せられ、且つ調査せられて、他日十分なる計畫を立てられむことを望む、斯の如き意見を提供いたしまして、政府は其意見の通り事を行ふと云ふ明言をされたのであります、之に對し然らば本案を認めると云ふ賛成の意見を述べまして、二名を除くの外、原案に賛成を致した次第であります、即ち原案は是で成立いたした次第であります、何卒之に對し御賛成あらむことを希望いたします。

〔高崎親章君發言の許可を求む〕

○議長（公爵德川家達君） 高崎君は何ですか。

○高崎親章君 唯今委員會の經過を報告いたしました内に、少し申漏れました事がございますから、それを再び述べたいと考へます。

○議長（公爵德川家達君） 宜しうございます。

〔高崎親章君演壇に登る〕

○高崎親章君 唯今希望條件を申述べ政府の言明を得て原案は決定いたしましたと云ふことを申上げましたが、其政府に申立て、言明を得ました事柄を文章に綴つてありまするが、是が咄嗟の間の事でありましたから、私の手許に至りませぬ、唯今到來いたしましたから茲に重ねて申上げます、「一、新に文部省に設けらるへき教育諸問機關は權威あるものとせられんことを望む、二、高等教育機關の創設擴張の計畫は學校及學科の種類並其施設按配等に就き尚調査研究の餘地あるものと認むるか故に政府は宜く教育諸問機關に諮問し其答申に重きを置き大正九年度以降に於て適當の措置を取られむことを望む」斯う云ふことを申述べたのであります、之に對し政府は固より異議はない、斯の如きことは當然取計ひを致し、其教育諸問機關と云ふものは是等のことを諮問する爲に設けた所のものであるから、固より諸問いたして相當取計ひを致す、斯の如き言明を致されたのであります、之に依つて本案の原案を決定いたした次第でございます、茲に重ねて申上げます。

○議長（公爵德川家達君） 別に發言者も無いと認めますから、本案に付て採決を致します、本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長（公爵德川家達君） 過半數と認めます。

○高崎親章君 直ちに第二讀會を開かれむことを望みます。

○子爵前田利定君 賛成。

○男爵中川興長君 賛成。

○伯爵大木遠吉君 賛成。

〔其他「賛成」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 本案全部を問題に供します、全部原案に御異存ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○男爵中川興長君 直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○子爵八條隆正君 賛成。

〔其他「賛成」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 第二讀會決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 日程第二、大正八年度歳入歳出總豫算追加案第二號、會議、委員長報告、豫算委員長淺田德則君。

一大正八年度歳入歳出總豫算追加案（第二號）

右衆議院より送付したる案を審査し衆議院議決案の通可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月二十四日

豫算委員長 淺田 德則

貴族院議長公爵德川家達殿

〔淺田德則君演壇に登る〕

○淺田德則君 唯今日程に上りましたる所の大正八年度歳入歳出總豫算追加案第二號、此委員會の經過及結果を御報告いたします、此委員會は三月一日本議場に於きまして付託されまして、即ち三月十二日に委員會を開きました、委員會は總會と致しまして前後三回開かれましたのであります、國務大臣より其大體の説明を承りまして、尚ほ委員會に於きましては、種々の質問應答を致しまして、各委員より意見の交換を致されたのであります、それより分科會に移りまして分科會は三月十四日より二十四日に至りまして之が審査を終りましたのであります、而して同日主査よりの報告を得まして豫算總會を開きまして、尚ほ審議を盡しまして、今日茲に御報告を致す次第であります、で此豫算の内容はもう屢々諸君の御承知の通りの次第でありまして、茲に改めて申すまでもありませぬが、順序と致しまして此金額を茲に申述べまするが、總額に於きましては、四千四百五十三萬四百二十圓でありまして、大正八年度よりして六箇年の繼續事業と致して求められて居るのであります、八年度の歳入歳出は各々二百九十八萬六千四百三十圓でありまして、此財源と致しましては御下賜金の金二百萬圓、其他は公債に依るのであります、即ち九十八萬六千四百三十圓と云ふのであります、此委員會に於きましては種々の御質問が出たのであります、併し之を大別いたしますれば、大體に於て此計畫を認める、認めるが其内容に於て甚だ不備・缺點が多いと云ふ方々と又全體に於て是は政府の計畫は少し順序を誤つて居るのであらうと思ふが故に、寧ろ是は延期したらば宜からうと云ふ御説よりして質問を發せられて居るのであります、其他種々御意見も加へられまして質問せられたのでありますが、大體は唯今申上げたやうなことの方向に依つて質問は繼續されたのであります、先づ最初に質問を致されました其重もなるものを申上げまするで、政府が此巨額の國費を以て今回教育の爲に大計畫を立てられるに付ては如何にも其内容に於ては不備、缺陷が多い、先づ第一に從來臨時教育會議等に於きまして建議等にもなつて居る、又今日教育社會に於て一般輿論とも認められるものは何であるかと云へば、此教育即ち高等教育卒業の年限と云ふものを短縮すると云ふことを必要と感じて居るのであるが故に高等學校の如きも此七年制のことに致したならば宜からう、既に御承知の如く是は勅令にもなつて發せられて居るのであります、それにも拘らず、此大計畫の中には之を少しも認めて居らぬ、當局大臣は果して此臨時教育調査會に於て決議の趣旨、又此輿論の在る所を見られないのであるか、どうであるか、斯う云ふのが質問の大旨であります、それで之に對しましては當局大臣は如何にもそれ等の點は必要であつて、政府も之には同感をして居るのであるが、政府として見る所は、此學制のみに依りながら、修業年限を短縮すると云ふよりも、今日は寧ろ其學校の少ない爲に競爭試驗が益々激しくなつて居る爲に其入學の時期を失すると云ふことが、即ち此年限の自然に延びると云ふ結果になるのであるから、之に依つて政府は今回の大計畫を立てたのである、加之此七年制を置かむとすれば、尚ほより多くの經費も要することであり、又他に生徒を收容する上に付ても種々差支を生ずると云ふことを顧慮して、先づ以て此三年制を採つて、即ち今回の大計畫を立てたのである、で今後に於て徐々に七年制のものを設けるのであらう、斯樣な御答でありました、第二には政府は中小學卒業の者が續々高等學校の門に集つて來るのを見て、之を十分に收容しやうと云ふ方針の如く見えるのであるが、是れ以て此教育調査會等に於ては此邊は大に調査を致して、斯の如き者は上級にのみ進むことを致さずして、小學校の如きものは實業學校の如きものを設けて、速に職業に就くやうな途を教へて、濫に此上級に進むと云ふことを防がしめると云ふことの趣意である、之に付き政府の所見は如何であるか、之に對しまして當局大臣の答へまする所は大體に於ては政府に於て同感である、政府は特に小學校のみならず中學に於ても、各教科目等の增減を行ふて、而して是等の目的を達することに努めて居るのである、斯樣な答であります、尚ほ高等師範學校の研究科、專科生等に於きましては貸費、給費の制を設けまして、是等の生徒を養成してはどうであるか、或は此北海道若くは九州等に於て、工科大學を設くることは、格別今日では必要でないではないかと云ふやうな問も出ましたのであります、之に對しまして當局者の答へられます所に依りますれば、是等は今回の計畫されて居りまする教官の養成費等の場合には、幾分か是等のことに付て收容すべき餘地があらうと思ふ、又校舍の如きは、即ち法科大學の如きものに付きましては、是は綜合大學を設くる要件として必要と認めて居ると云ふ答であります、此内容に付き不備、缺點と云ふことに付きましては、尚ほ此他に數多の質問が出ましたのでありまするが、是は後に希望として提出いたされましたことがありますに依つて、其時に尚ほ

申上げやうと思ひます、で此大體に於て之を今日に計畫すべきものでないと云ふ風の意嚮を以て質問を致されましたことを唯今より申上げやうと思ひます委員の一人より戰後の教育に付きまして執らるべき方針に付て縷々意見を加へられましたる所の御質問が出ましたのでありますが、今回政府が提出いたされた所の高等教育機關を擴張すると云ふのは中學を卒りたる者か、高等學校に進まむとする者を、それを收容いたさうと云ふことを以て、大計畫と致されたのである、然るに戰後の教育の施設としては最も必要を感ずるのは國民教育の延長ではないか、即ち現在の年限の六年なるを八年に變へると云ふ如きことが必要であらうと思ふ、併ながら是は俄に行ふことが出來ぬとすれば、即ち補習學校の如きものを設けて、全體の國民の知識と云ふものを高めるに依て……是が其急務と認めるのである、政府は之を感じないのであるか、彼の國民の知識が低くして、又教育の程度も低いが爲に、國家が土崩瓦解するが如き例は、即ち近日露國等に於て見る所であつて、是等は甚だ危險を感ずるのである、故に先づ以て國民教育に重きを置いて、尚ほ進んで中等教育なり、又其他の大學の設備等も完備を圖られる方が、是が順序であらうと思ふ、斯の如く爲すのに多大の經費を要するに依つて、せなければならぬと云ふことは勿論であるし、又今回の大計畫に付ての財源として、恩賜を拜戴し、又其他國債等も起してやると云ふ如きことになつても、必しも政府が自ら高等學校を施設いたしてするよりも、寧ろ府縣立、又私立學校に對して補助を與へて是等を誘導してからに、而して高等學校を立てしめたならば、其費す所が少くして、効果は却つて害なるものではないか、而して其餘る所の金額を以て、國民教育、其他專門學校或は大學施設のものは改善を加へて行つたならば、即ち其効果と云ふものを擧ぐることは今日より優つたものが出來ると思ふ、之に對する政府の所見は如何であるか、斯樣な大體の趣旨であります、之に對して當局大臣の答は、成る程質問者の執られます所の意見は是は一つの方法ではあるが、政府としては今日の急場には迚も唯今質問者の唱へられる如き方法では滿足することが出來ないのであつて、已むを得ず今回此大計畫を立てたのである、且つ此收容せむとする所の學生は必しも高等學校の者のみでもなく其他の實業專門學校に要するものが多々あるのであるからして、假に地方の中學校を以て之に充てむとするも尚ほ多く專門學校を設けねばならぬと云ふことになるのである、又高等學校を設けむとするのには、全國の四大學の周圍に適宜に之を配置するの便宜なることも認めぬければならぬのである、又國民教育を先きにすると云ふことの論點に對しても、政府は初等、中等、高等、是等の諸學校を並び進めて行くことの方針を執つて居るのであるから、質問者の述べられる如き方法は、政府は此際執る意思はないのである、斯樣な答でありました、尚ほ一委員より斯の如き大規模の高等教育機關を設けらるゝと云ふことに付ては、國家が多數の學者を何程の割合を以て要するのであるか、斯樣な質問の要旨でありました、之に對しまして政府當局の答は、無論に是等のことは時勢に從つて、其需用に消長あると云ふことは勿論であるが、大體に於て近來社會の狀況を察して、今日の割合を以て適當なりと考へたのであると云ふ意味の答でありまして、例へと致して醫者の全國の人口に於ける割合等を擧げられまして、屢々説明せられたのであります、又委員の一人より政府が其政策の一として斯の如き大計畫をなされたるも、單り其外形にのみ重きを置いて、其內容に於て十分に改善をさるゝに非ざれば決して其價値はないのである、政府に學校教育の上に於て德育を重んぜらるゝのは勿論である、併ながら學校以外として、社會の風教上に於ては之に對して改善するの決心があるや否や又之を努めらるゝや否やと云ふことを問はれましたのであります、之に對しまして當局大臣は全然之に同感を表するものであると云ふことを答へられて居ります、此他種々の質問が出ましたが、是は餘り微細にもなりますし、此分科會の報告等に於きましては餘程精しく是等の事に渉りまして質問を重ねられました故に、是は速記錄に讓ることに致します、それより大體質問は先づ是に止めて置きまして、討論に移りまして、委員の中より段々御説も出たのでありますが、其中此追加豫算に反對の意見を有せられる方がありました、それで其要旨は唯今の質問報告の中に述べました通りでありまして、目下國家の急務とするものは國民教育である、又高等教育の擴張をなさむとするには、寧ろ地方の中學校等に補助をして其目的を達せられた方が至當ではあるまいかと云ふのが即ち其反對の趣旨とせられる所でありまして、であるが故に先づ以て此大計畫は延期する方が宜しい、延期の意味に於て否決を述べられたのであります、尚ほ此外に委員の中より修正意見も出て居ります、で其要旨は大正八年度に於て計上せられました所の此ものは是で宜しい、大正八年度に於て計上せられた其以後に於て繼續費として求められて居るのであるが其計畫は認めても宜しい、但し其財源等は別でありますか、併し此九年度以後に於ては多々之を修正すべきこともあるから、是は全部削除すると云ふことの意見であります、此意見に對しましては、提出者よりは本議場に於て其趣旨を述べられる趣でありまして、豫算總會に於ては發議することを保留いたされて居ります、此他には特に修正若くは反對の御意見は出ないのであります、依つて採決を致しました所が修正案は少數でありまして成立いたしませなんだ、依つて原案に付て採決を致しました結果は、多數に依りまして本案を可決されたんであります、此場合に付加へて御報告をいたしますのは分科會の主査の報告の中に、分科會の決議の際に於きまして、二箇の希望が出まして之に對して政府から相當な言明を致されたのでありますから之を此際御報告致さうと思ひます、第三分科會に於きましての希望、是は成文を茲に讀まうと存じます、「高等教育機關の創設擴張の計畫は尚調査研究の餘地あるものと認むるが故に政府は宜しく教育諮問機關に諮り其答申に重きを置き適當の措置を執られむことを望む」斯樣な趣旨でありまして此趣旨の意義を説明いたされて居ります、それは「一、此の大計畫中に於て七年制の高等學校をも設くること、二、此の大計畫中に新設改良等を豫定せる大學學部及其他高等諸學校に關しては今後に於ける實際の狀勢に照して種類の取捨增減等を行ふこと、三、此の大計畫中に於て現在の工學部理學部の擴張及其素質の改良を行ふこと、四、此の大計畫中高等教員養成上に於ては高等師範學校研究科專修科學生に對しても大學生同樣に給費を爲すこと、五、小中學殊に小學の中幾許を改造して實業的學校たらしめ以て上級學校に進入せんとする者の幾分を之に收容すること、六、此の大計畫の實行の爲め府縣立私立高等諸學校の興立を妨ぐること無き樣務めらるゝこと」斯樣な意義に於て此希望を述べられたのであると云ふことを申されて居りました、之に對して、總理大臣は既に是等のことに對しては先刻報告になりました法律案の際にも述べられました通り、總豫算に於ても是は議決してありますが、教育上に關する諮問機關を設けると云ふことになつて居りますからして、而して其諮問機關に權威あるべきものにすると云ふことを答へられて居る次第でありますから、是等のものに諮り又政府も十分に尚ほ熟考をいたして相當に是は處置をする積りである、斯樣に總理大臣より言明を致されたのであります、それで尚ほ第一分科會の希望と致しまして「此大計畫の財源を公債に求むることは之を承諾すると雖も將來此の如き費途に對する財源には公債に依るか如きことは避けられむことを望む」斯樣な趣旨でありまして、之に對して尚ほ委員より説明をされて居ります、其趣意は既に今回の大計畫に於ても寄付金等も募られることでもあり、從つて此公債を募集すると云ふことに於ては多少の餘地も出來る、又今後一般財政に於て餘裕のあつた場合に於ては他に必要缺くべからざる所の費途に充てられると云ふことの外に、多少の餘地があると云ふ場合には、努めて此公債と云ふものを減するやうにされた方が宜からう、斯樣な意味を以ちまして此希望を述べられたのであります、之に對しても總理大臣より大體の希望の趣旨に於ては其意を諒としたのである、尚ほ今後に於て財政上に餘地があると云ふことならば、又相當の處置も執るであらう去りながら唯今の所では此公債財源に依ると云ふことを先づ以て確なるものと見て遂行したのであるから、尚ほ其他に於て餘地ある場合には相當の考慮をする、斯樣な意味で言明されて居るのであります、で斯の如く致しまして此、第二號の追加豫算は衆議院送付の通り可決いたしたのでございます、此段御報告を申します。

〔江木翼君發言の許可を求む〕

○議長(公爵德川家達君)　江木君は……

○江木翼君　豫算委員長の報告に對しまして一言質問を致して置きたいと思ひます。

○議長(公爵德川家達君)　質問でございますか、豫算委員長に對して……

○江木翼君　はい。

○議長(公爵德川家達君)　宜しうございます。

○江木翼君　唯今決議のことを御報告なさるに當り

まして、先づ修正説を議場に諮つた所が、少數で以て消滅した、依つて原案に付て可否を問うた、斯う云ふやうな事實の御報告があつたやうに私は聽いて居りましたが、昨日此採決のことに付きましては多少の議論がありましたが、其議論に拘らず豫算委員長は先づ高田君の提出せられましたる延期の意味を以てする所の否決の動議を先きに採決せられ、次に修正説を採決せられ、次いで原案に及ばれたやうに私は見て居つたのでございます、果して事實がさうでありますか、是は從來の事例は否決説は可否を問はぬ、斯う云ふ事例になつて居るかと云ふことでございますが、昨日の豫算委員の總會に於きまして、從來の事例とは異つた事例が茲に出來たと云ふ一つの先例にもなる事柄と思ひますから、其事實だけを一言確めて置きたいと思ひます。

○淺田德則君 御答辯を致します、昨日は高田早苗君から原案に反對の御意見が出ましたのであります是は延期の意味でありますが、全然否決の意味でありますからして、是は是までの議事の慣例と致しまして特に否決の決を採ると云ふことを致して居らぬのであります、併ながら之に對しましては委員諸君の中で御贊成もありましたからして、それで之を決を採るべきものであるや否やと云ふことを委員會に於て諮りましたのであります、諮りました所が多數の御意見は從來の慣例に依りまして、之に付ては採決をしないと云ふことに相成りました、それ故第二の原案に付ての修正説に付て決を採りましたのであります、それだけの順序になつて居りますから、どうぞ左樣御承知を……

○江木翼君 昨日の實際と私は違つて居るやうに記憶いたすのでありますが、先づ採決に當りまして、高田君の決を採られ、而して少數に依つて否決、次いで修正説に付て決を採られたやうに記憶いたしますが、是は記憶違ひでありますか、結局は速記錄に依つて判然することでありますが……

○淺田德則君 速記錄に必ず其通り出て居ると存じますからして、委員長はさう云ふ心得で採決を致したのでありますから、左樣御承知を願ひます。

○議長（公爵德川家達君） 若槻禮次郎君より定規の贊成者を得て提出せられました豫算乙號に對する修正案を書記官をして朗讀いたさせます。

〔成瀨書記官朗讀〕

大正八年度歳入歳出豫算追加案第二號中乙號を左の通り修正す

乙號

文部省所管

高等諸學校創設及擴張費

總額中

款 高等諸學校創設及擴張費金四千四百五拾參萬四百貳拾圓とあるを金千五百五拾六萬六百貳拾圓に

項 事務費金百五拾九萬九千參百拾圓とあるを金六拾貳萬貳千參百五拾圓に

項 新營及設備費金參千八百參拾六萬千九百九拾圓とあるを金千四百九拾參萬八千貳百七拾圓に改め

項 教官養成費金四百五拾六萬九千百貳拾圓を削除す

年額中

大正八年度に於て

款 高等諸學校創設及擴張費金貳百九拾八萬六千四百參拾圓とあるを金貳百八拾壹萬四千貳百圓に改め

項 教官養成費金拾七萬貳千貳百參拾圓を削除す

大正九年度に於て

款 高等諸學校創設及擴張費金五百九拾貳萬六千六百八拾圓とあるを金四百貳萬參千四百六拾圓に

項 事務費金貳拾參萬八千九百參拾圓とあるを金拾七萬四千四百六拾圓に

項 新營及設備費金五百拾六萬八千參百八拾圓とあるを金參百八拾四萬九千圓に改め

項 教官養成費金五拾壹萬九千參百七拾圓を削除す

大正十年度に於て

款 高等諸學校創設及擴張費金九百貳拾貳萬參千九百七拾圓とあるを金四百六拾萬貳千參百六拾圓に

項 事務費金參拾四萬百九拾圓とあるを金拾七萬四千壹百拾圓に

項 新營及設備費金七百九拾四萬四千八百參拾圓とあるを金四百四拾貳萬八千貳百五拾圓に改め

項 教官養成費金九拾參萬八千九百五拾圓を削除す

大正十一年度に於て

款 高等諸學校創設及擴張費金九百九拾壹萬四千四百圓とあるを金貳百五拾七萬四千五百五拾圓に

項 事務費金參拾參萬貳千五百五拾圓とあるを金九萬四千七百參拾圓に

項 新營及設備費金八百參拾貳萬四千參百貳拾圓とあるを金貳百四拾七萬九千八百貳拾圓に改め

項 教官養成費金百貳拾五萬八千參拾圓を削除す

大正十二年度に於て

款 高等諸學校創設及擴張費金九百拾參萬七千九百參拾圓とあるを金五拾五萬四千九百圓に

項 事務費金貳拾九萬七千九百六拾圓とあるを金壹萬六千九百圓に

項 新營及設備費金七百六拾五萬參千參百八拾圓とあるを金五拾參萬八千圓に改め

項 教官養成費金百拾八萬六千五百九拾圓を削除す

大正十三年度に於て

款 高等諸學校創設及擴張費金七百參拾四萬千拾圓とあるを金九拾九萬壹千壹百五拾圓に

項 事務費金貳拾五萬六千百八拾圓とあるを金貳萬八千壹百五拾圓に

項 新營及設備費金六百五拾九萬八百八拾圓とあるを金九拾六萬參千圓に改め

項 教官養成費金四拾九萬參千九百五拾圓を削除す

（參照）

修正動議

大正八年度歳入歳出總豫算追加第二號中乙號を別紙の通修正す

右議院法第四十一條に依り及提出候也

大正八年三月二十五日

發議者 若槻禮次郎

贊成者

侯爵細川護立 侯爵佐々木行忠
男爵山中信義 荒川義太郎
男爵坂本俊篤 男爵平野長祥
男爵山内豐政 男爵毛利五郎
男爵千秋季隆 男爵伊丹春雄
男爵長松篤棐 男爵本田親濟
男爵榎本正敏 男爵福原俊丸
男爵永山盛興 男爵黑田長和
男爵島津久賢 男爵岩倉道倶
男爵今園國貞 男爵藤村義朗
男爵調所恒德 男爵東鄕安
男爵矢吹省三 男爵島津健之助
男爵岩佐新 男爵寺島敏三
男爵高崎弓彦 伊澤多喜男
江木翼 湯淺倉平
矢口長右衛門

貴族院議長公爵德川家達殿

乙號

文部省所管

高等諸學校創設及擴張費

總額

金
千五百五拾六萬六百貳拾圓
四千四百五拾參萬四百貳拾圓

款 高等諸學校創設及擴張費

金
六拾貳萬貳千參百五拾圓、
百五拾九萬九千參百拾圓

項 事務費

千四百九拾參萬八千貳百七拾圓
金參千八百參拾六萬千九百九拾圓

項 新營及設備費

金四百五拾六萬九千百貳拾圓

項 教官養成費

年額

大正八年度

金
貳百八拾壹萬四千貳百圓
貳百九拾八萬六千四百參拾圓

款 高等諸學校創設及擴張費

（行間空なきものは修正、——は同削除の符號なり）

金拾參萬四千圓　項　事務費
金貳百六拾八萬貳百圓　項　新營及設備費
金拾七萬貳千貳百參拾圓　項　教官養成費

大正九年度

金四百貳萬參千四百六拾圓／五百九拾貳萬六千六百八拾圓　款　高等諸學校創設及擴張費
金拾七萬四千四百六拾圓／貳拾參萬八千九百參拾圓　項　事務費
金參百八拾四萬九千圓／五百拾六萬八千參百八拾圓　項　新營及設備費
金五拾壹萬九千參百七拾圓　項　教官養成費

大正十年度

金四百六拾萬貳千參百六拾圓／九百貳拾貳萬參千九百七拾圓　款　高等諸學校創設及擴張費
金拾七萬四千壹百拾圓／參拾四萬百九拾圓　項　事務費
金四百四拾貳萬八千貳百五拾圓／七百九拾四萬四千八百參拾圓　項　新營及設備費
金九拾參萬八千九百五拾圓　項　教官養成費

大正十一年度

金貳百五拾七萬四千五百五拾圓／九百九拾壹萬四千四百圓　款　高等諸學校創設及擴張費
金九萬四千七百參拾圓／參拾參萬貳千五拾圓　項　事務費
金貳百四拾七萬九千八百貳拾圓／八百參拾貳萬四千參百貳拾圓　項　新營及設備費
金百貳拾五萬八千參拾圓　項　教官養成費

大正十二年度

金五拾五萬四千九百圓／九百拾參萬七千九百參拾圓　款　高等諸學校創設及擴張費
金壹萬六千九百圓／貳拾九萬七千九百六拾圓　項　事務費
金五拾參萬八千圓／七百六拾五萬參千參百八拾圓　項　新營及設備費
金百拾八萬六千五百九拾圓　項　教官養成費

大正十三年度

金九拾九萬壹千壹百五拾圓／七百參拾四萬千拾圓　款　高等諸學校創設及擴張費
金貳萬八千壹百五拾圓／貳拾五萬六千百八拾圓　項　事務費
金九拾六萬參千圓／六百五拾九萬八百八拾圓　項　新營及設備費
金四拾九萬參千九百五拾圓　項　教官養成費

說明、

前記の費途は前揭の六箇年度に亘り繼續費と爲すを要す

○議長（公爵德川家達君）是より通告順に依りまして發言を許します、高田早苗君、

〔高田早苗君演壇に登る〕

○高田早苗君　本員は大正八年度追加豫算第二號、問題になつて居りまする本案に對して不本意ながら延期の意味を以て反對を致したいと考へるのであります、元來現內閣が其政綱の一つとして教育の擴張發展、之に重きを置かれると云ふことは頗る贊成に値することであります、又高等教育機關增設と云ふことも今日の時勢に於て決して無理でない譯で、それにも拘らず本員が之に反對をしまするのは根本に於て、根本の教育政策に於て不幸にして意見を異にすると云ふことゝ、又此案の內容に付て考を異にして居りますると云ふ點と、此二つの意味からして反對をしたいと思ふのである、元來此高等教育機關の增設擴張の案は衆議院の大多數を以て可決して本院に送付されたのである、本院の之に對する態度は未だ定まらぬでありまするけれども、併ながら先刻財政計畫に對する法案の大多數を以て可決された狀況若くは豫算分科會、豫算總會の有樣を見ますると云ふと、或は大多數で又可決されるかも知れぬ、或は可決されるかも知れないが、併ながら蓋し可決せられるならば警告附と云ふことで可決されることになりはしないかと思つて居るのであります、其警告附と云ふことのあるのを見ましても、吾々此案に反對をする者が、此施設に付て多大の疑惧を懷き、多大の不安を感じて居ると同じく、矢張り贊成せられる方も多大の疑惧を有ち、多大の不安を感じて居らるゝと云ふことは自ら現はれて居るやうに思はれる、さうでなければ警告附と云ふことのあるべき筈はないのであるから、此案は贊成する者も亦反對する者も疑惧を感じ不安を感ずると云ふことは蓋し免れないことであると斯樣に私は思ひます、それは姑く措きまして、何が故に大體の教育政策上から私が反對を致さなければならぬかと云ひまするると、私が考へました所では、戰後教育の政策としては、先刻も私の意見を紹介せられた委員長よりの報告の中にもありましたけれども、どう考へても國民教育の延長、國民教育の充實と云ふことであらうと思ふ、六年は八年にする、それが出來ぬとならばせめても補習教育を義務教育にする、國民の知識の高い低い、國民教育の厚い薄い、是が即ち文野の分れる所以であると云ふことは勿論であつて、又各國共に於て國の優劣の分れる所以であることは申す迄もない所である、歐羅巴列強は其點に付て戰爭中より既に自覺して居るのである、英國の教育の當局者フイッシャーの案の如きは、即ち其點に氣が付いた爲である、現に戰爭の上に現はれた所でも教育の程度の最も低い露西亞は土崩瓦解、獨逸の強さと云ふこと、無論獨逸の教育の方針には誤があるから、それが原因になつて結局の失敗を招いたのであるが、兎に角あれまで戰つたと云ふことは國民教育の效果、それや是や段々と考へて、既に歐羅巴列強に於ては戰後、否な戰時中よりして第一に教育政策としては國民教育の充實延長、義務教育の延長、之に皆な氣が付てそれを實施し、若は實施せむとして居るやうに考へられる、外の國が共非に手を著けて之を延ばし、之を充實する、我國は依然として同じ狀態であると云ふことであつたならば、今日優劣なしとするも、他日の優劣は甚しくなる、況や今日優劣なしと言ひ得るかどうか、頗る問題と言はねばならぬ、さう云ふ譯でありますから、どう考へましても、一番に手を著くべきことは教育政策、戰後に於ける教育政策の第一著歩として爲さなければならぬことは國民教育の充實延長と云ふことであらうと思ひますけれども、併ながら高等教育機關の擴張增設は決して無用なことではない、無用なことではないが此と彼と比べて見ると、何れを先にするか、何れを後にするかと云へば、蓋しより大切の問題は國民教育の充實延長と云ふことにありはしまいかと斯う思ふ、出來得べくんばそれも爲し是も爲すが宜しい、今の內閣が著手せられた此計畫も頗る結構なことであるから、早晚爲さなければならぬから、此場合爲し得るならば最も爲すが宜しいのである、そればかりでない、義務教育の充實、充實と云ふ內には這入るか知らぬか、延長と云ふことの內には蓋し這入らぬ所の問題は小學教員の優遇問題である既に優遇されつゝあるが未だ之を以て足れりとしないと云ふ事は明な事である、此の狀況は諸君も御承知でありませうが、それに付て詳く御話をするよりも、茲に或る有力な新聞の一つの記事がありますから、之れを讀上げた方が却つて簡單明瞭に解りますから、諸君の御許しを得てちよつと讀んで見やうと思ひます、「我普通教育の頗る憂慮す可き狀態にあることは既に一再ならず、

吾人も警告する所ありたり、其の後各地方の實地に就て見聞し、且頃者、九州、中國、四國方面に旅行して親しく各當局者の意見を聽取して歸來したる本社員の復命に徴するも、今や前記の事實は、思ひしよりも一層深刻にして、所に依りては教員の不足、殆ど補充の途なきあり、師範入學生の頭數を滿たすさへ困難を感じ居るあり、生活難、轉職、不平の聲あり、酷數は危險思想の混入さへ氣遣はるゝ所なきに非ずと云ふ、果して然らば是實に、國民教育界の危機と謂はざる可からず一教育界の危機と題して斯う云ふ記事を掲げて居るので、蓋し是は眞相であらうと思ふ、之決して打棄てゝ置ける問題でない、又中等教員の優遇に付ては、昨日本議場に於て年功加俸の建議案を滿場一致を以て可決した位な、其時に同僚の江木君の讀上げられた其手紙を、席に於て聽取りました所に依つても、丁度是と同じ意味が現はれて居る、之決して打棄てゝ置けない問題である、而して高等教育機關の擴張も然るべし、增設も必要てあるけれども、それと同じ程度に於て既に成立つて居る所の最高等教育機關の、此研究設備を完くすると云ふことは、極めて大切なることでなければならぬ、內容貧弱なる學校が幾つ出來ても仕方がないのである、又研究機關の最も發達したる學問を有することは國家の誇りである、のみならず其國の文明の程度は是に依つて卜せられる、所が最も尊く出來て最も權威ありと言はるゝ所の東京帝國大學の其研究設備は、果して滿足であるや否や、此席の中には帝國大學の教授たる方も御在りにならうが、滿足と言はれる方は蓋し少からうと思ふ、大學院と云ふ名あつて實なきが如き有樣は久しい間のことである東京帝國大學さへさうである、遲れて出來た京都帝國大學は彌々不完全である、尙ほ遲れて出來た九州帝國大學、東北帝國大學、北海道大學の如きに至つては此間出來たばかりであるから、固より不完全であらうと思ふのでありますが、是等の設備を整へると云ふことは、此高等教育機關の增設擴張と云ふことゝ勘くとも同じ程度に於て必要なことである、是等の問題はどうしても來年直ぐと言はないでも、二年、三年の間には解決しなければならぬ問題であつて、其重要の程度は今日此處に提出されて解決せられむとする問題と同じやうな譯である、それであるから私は先刻も委員長から報告のありました如くに、斯る場合は已むを得ざる手段としても、補助政策を執るのが最も適當であると思ふ、七年の高等學校と云ふものは、委員會に於ても屢々繰返されたるが如くに、是は高等學校令の定めたる所の本體のものである、之を一つも設けぬと云ふことで大分批難の聲が高いのでありました、地方の中學の優良なるものを選んで、而して之に二學年を附加へて高等學校と爲すと云ふことは決して出來ぬことではない、範圍が小と云ふならば數に於て增せば、今政府が爲さんとして居るが如きの收容力は、必しも得られないことでなからうと思ふ、金が無いとならば、地方にも固より負擔されるが中央に於て之を分擔してやる、所謂補助政策を行ふならば極めて廉い費用で出來はしまいか、又私立學校、如きも其通りである、大學として之を奬勵し發達せしめれば、大學として恥しからぬものになるのが幾らもあるのであるから之に對して相當の補助をすると云ふことであれば、費用が少くして效が多く大學を新に造り得ることが出來はしないか、斯う云ふ風にして補助政策を執ると云ふことが、先づ今日眼の前に斯の如き重要な問題、其或ものは此問題よりも先に解決しなければならぬとなつて居る時には、蓋し採るべき所の方針、採るべき所の政策ではないかと思ふ、併ながらそれは文部大臣が考へて居られなかつた、若くは今やつて間に合はぬと云ふことでありましたから已むを得ないとして、それならば他の問題を解決をせらるゝか、無論せむと欲するのである、斯う答へられたには相違ないが、之は廉い金で出來る事ではない、唯せんと欲するだけでは心細い、せめては無論明確な案は無くとも、斯の如くして、又此樣にしてと云ふ少しく具體的の御答を承らぬと、安心して此案に贊成は出來ぬと云ふ質問をしたが、遂に具體的の御話は承ることが出來なかつた、而して金はどれだけある、假令公債でも何でも四千五百萬と云ふ大金を文部省が使ひ得る、教育界に投ぜらるゝ、空前な話である、絕後では無論なからうが空前なことである、是すら既に今までにないことである上に、此の上に研究設備を整へる、數百萬、數千萬の金が要る、義務教育の延長、數百萬或は數千萬の金が要るかも知ぬ、其他小學教員の優遇、若くは中學教員の優遇となると、なか／＼大金が要るのであるから、どうも文部大臣の手腕は認める、現內閣が教員に力を盡されると云ふことも認めるが、此二年、三年、四年、五年の間に是等の問題が解せられると云ふ、此安心はどうも私には心の中に起らない譯である、斯う云ふ次第であろから甚だ不本意な譯でありますけれども、大體の教育の政策の上から、勢ひ延期の意味に於て反對せざるを得ないと云ふことになりました譯である、第二の反對するの已むを得ざるに至つた理由は、是は此案其ものに付て不安を感ずると云ふことからであります、どう云ふ點に不安を感ずるかと云ふと、第一に感じまするのは此教員養成と云ふことである、八百人、殆ど千人に近い人間を選拔して之を外國にやつて、是等の學校の教員にしなければならぬ、無論高等教育機關の增設擴張と云へば先づ人から造つて行かなければならぬことは固よりのことであつて、蓋し已むを得ないことであらうと思ふ、思ひまするけれども、大勢から云ひまして今日教育界が人物を得られる時代であるかどうか、是はどなたが御考へになつても容易に得られないと云ふことは明でありませう、少しく頭の良い者は、少く秀才的の人間は實業界に趨ると云ふことになるのであるから、教育界は人材拂底、折角養成しやうと思つても種が惡い、是も大體に於てどうしても許さなければならぬ事實である、そればかりならば宜しいが、其種の惡い者の中から多數選拔をすると云ふのである、此一時に多數の人間を人選して、其人選が粗漏に陷らずんば蓋し幸なんである、なか／＼將來大學の教授、專門學校の教授、高等學校の教授として宜しからうと云ふ者を八百人、千人に近く今日人物拂底の中から一時に人選をすると云ふのであるから、人選粗漏と云ふことも蓋し起りはしないかと思ふ、第三には其素質の餘り上等でない、而かも人選も數が多い爲に粗漏になると云ふ、此餘り良くない材料を二年西洋にやつて、僅に二年の間に之を仕立て上げて、而して學校の先生にする擴張せられ、創立せられた高等教育機關の教授にすると云ふのであるから、此點が第一に不安を切に感じなければならぬ事である、不安を感ずるのみならず、私が遠慮なく申せば餘り見つとも宜い話でないと思ふ、今日佛蘭西に於て「ヴェルサイユ」の平和會議に於て、五大國の一つとして押しも押されもせずに立つて居る此國から、學校を拵へると云ふので以て千人に近い軍隊、一大隊の此教師候補者を亞米利加あたりに派遣して教へて呉れろなどと云ふことは、餘り見つとも宜い話でも私はないと思ふ、先年日露戰爭のあとに支那あたりから是が澤山に日本にやつて來て、急拵への先生が澤山に歸つて支那の教育に從事したのであるが、支那が日本に學ぶのは其當時の有樣では已むを得ぬが今日は最早此戰後に於ては外國にやらなくても一つばしの、授位、高等學校、專門學校の教授位は出來なければならぬ譯である、然らずんば學問の獨立何處に在りやと云ふ譯であるから、どうしても體裁の上から云つても餘り宜いとは言はれないかと私は考へる、それは姑く措きまして兎に角教師は粗製濫造になる、粗製濫造せられた其教師が教へる學校に於て好成績を得ることは蓋しむづかしくはあるまいかと思ふ、次に不安を感じます點は、此增設される學校の地位と種類と云ふ上から不安を感ずる、地位と云ふことを言ひますと地方分布と云ふことから來て居りまして、各所に高等學校や專門學校が出來るのである、大體に於てそれは宜しいと先づ許しました所で、一體教育と云ふものは校外の感化學校の外の感化を無視しては効果の擧がらぬものである、高等商業學校を置くのは商業地であつて、學校で教へ外の空氣が之を承認する、內外相俟つて好成績が擧がる、高等工業學校を置くと云ふことになれば、矢張りそれと同く外に工場が澤山あつて、往つて見ることも出來るし、自然と其空氣の感化を受けて相當な卒業生が出來上ると云ふものであらうと思ふ、所が田舍に置く、地方分布と云ふことからして委員會で承つた所に依ると、隨分不適當な、少しも商賣氣のない所に高等商業學校が設けられる、工場一つない所に高等工業學校が設けられると云ふやうな結果になりつゝあるのであるから、此の點も亦不安を感ぜざるを得ない譯である、又種類、此の種類に付ても種々委員會に於て議論もありましたが、例へば大學の法學部を二つまでも設けると云ふが如きことは、委員の質問の中にも反對の意見の方が多かつたやうであるが、私も亦餘り同意の出來ぬことであります、綜合大學と云ふことになつて、西洋の歷史的から云へば法學部を設けると云ふことは、已むを得ないと云ふか知れぬ、必ずしも西洋の大學の歷史に日本が拘泥する必要はなからうと思ふ、現に與田君が文相の局であつた時分に、法律は今日以後は私立學校に一任して、それで十分であると云ふ

ことを屢々明言されたのでありましたが、果して充分かどうか知れないが、此上に法學部を設けるなんと云ふことは蓋し不急なことではないかと思ふ、さう云ふやうなことを舉げると種々設くべき學校の種類の若くは置くべき學部と云ふやうな性質にも、尠からず異論を唱へなければならぬ譯である、斯う云ふことをする位ならば三十六年の歴史を有つた藏前の高等工業學校の如き、日本の今日工業が是までに發達し、戰時中に於ても大なる魔誤付きがなかつたと云ふことは、其尠からざる部分は此學校の功績であると言はれて居る、斯の如き學校を擴張して大學にすると云ふことは遙に増しであるが、是は幾ら眼を皿にしても今日の案の中には見えぬ、斯う云ふ譯でありますから學校の此の種類、地位と云ふ點からも亦反對を唱へなければならぬ譯である、又高等學校と云ふものは屢々文部大臣が明言さるゝ通りに、今度は大學の收容力と云ふものを目途として皆是は造られる譯のものである、高等學校は大學に行く途ではありまするが、併ながら斯の如き目的で唯造ると云ふことならば、從來の如く矢張り豫備門、豫備校と云ふ譯であつて、高等學校の本當の性質を發揮することが出來るかどうかと云ふことを疑ふ、言ふまでもなく今度の高等學校令を見ますると、其第一條に「男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニ力ムヘキモノトス」と、斯う書いてある、是が又過去に於ける高等學校と同じやうに、空念佛になつて、有名無實になりはしないかと云ふ心配もある、次に此案に對して疑惧を懷き不安を感じまするのは、一時にまあ六年間ではありまするけれども、四十に餘る學校を一時に造ると云ふことである、學校を製造すると云ふことである、製造しなければ出來ぬか知れませぬが、學校と云ふものは製造した切りで宜しいものでないことは勿論之を成長せしめ、之を發達せしめ、特色ある教育を施し、特色ある學風のある場所に之をしなければならぬと云ふので、一つを完成するのが宜いではないか、四十以上のものが一時に是が出來て、相當ものが出來やうか、蓋し今日の文部省の内情では一つの專門學校、一つの高等學校に適任である所の校長を選ぶものも容易でない、之を選拔するのは其度毎に鳩首して相談をしなければ出來ないことではないか、然るに四十に餘る新しい校長を得て其指導に待たなければならぬことであつて、是は私共多少學校と云ふことに過去に關係した自體から言ひまするとと深き憂を有たなければならぬ譯である、先づ斯う云ふ譯で出來た所で高等教育機關が擴張せられました所で、其結果はどうなるかと云ふと、片田舍に持つて行つて、刺戟の少い田舍へ持つて行つてさう云ふ學校が出來る、不適任の校長が之を支配する、粗製濫造の教員が之を教へると云ふやうな結果になりはしないか、さう云ふことになれば、名は高等學校でも、事實は出來上つて見ると中學校に毛の生へたか生へないやうなものになりはしないか、名は專門學校でも事實は府縣立の工業學校、商業學校、商業學校に毛の生へたか生へないやうなものになりはしないか、誠にさうであると私の豫言の適中せざることを偏に希ふのであるが、さうであると私は實に此四千何百萬圓と云ふ金を使ひ、恩賜金まで頂戴して甚だ相濟まぬ結果が生ずるやうなことにはなりはしないかと云ふことを、竊に憂ふる、此案が私立學校撲滅だ、私立學校の學生を奪ふのであると云ふ心配を懷かれる人も多少あるやうであるが、私共私立學校に關係のある身分から言つて、其邊のことは深く憂へぬ、江木千之君が委員會に於て質問された時に宜いことを言はれました、一斗の米を十の桝に一升づつ入れれば十であると云ふのが宜しいと云ふのが今度の政府の計畫であるけれども、中へ這入るべきものは米でなくて人間である、生物であるから其通りには行くまいと云ふ質問をされたのであるが、是は誠に名言であると私は言はなければならぬ、片田舍の刺戟の少い所に不適任な校長、粗製濫造の教師が教へて居る學校が澤山出來ても私はそれは私立學校にどれだけの害を及ぼすかと云ふことを竊に疑はざるを得ないと思ふ、及ぼすやうならば結構であるが、又及ぼすやうな結果の出ることを希望するが、蓋しどうであらうと竊に却つて危ぶむ位な譯である、次に御下賜金のことに付て一言申上げたいと思ふ、全體申すまでもなく國費を以て支辨しなければならぬ此計畫に對し、御下賜金のあつたと云ふことば實に恐懼の至りであると思ふ、けれどもそれは姑く措きまして、此御下賜金は先日來首相初めが明言せらるるが如くに高等教育機關の擴張の計畫あるのを聞食されて御沙汰のある譯でありますから、固より官公私立などと云ふ問題には觸れて居らぬ譯である、陛下の御目から見給ふ以上は總て國家の教育機關と做して居賜ふに相違ない譯である、それは問題のない話であるが、唯政府がそれを政府の計畫と斯う解釋をして、而して政府の計畫では私立を無視して居るからそれで私立に此恩典が及ばない、是れだけの話で、事實其通りに相違ない、そこで原首相は此前私の聽違ひか知れないが、此場所に於て、官立學校と雖も既設の時には此御下賜金が及ばぬと、斯う言はれたやうに私は聽取つた、併しそれは誤である、何故なれば全體の計畫には既設の大學の擴張と云ふことも無論ある、全體の計畫に對して御下賜金を使ひ得るのである、又使ふ計畫であるのであるから、既設の官立には無論及ぶのであるが、既設の私立に及ばない、及ぼさないのである、どうしてもさう云ふ事實が其事を明にするので、是は已むを得ない話である、併ながら既設にはさう云ふ計畫がない、計畫がないから已むを得ないと言はるゝか知れないけれども、一言の誘ひがなくして誰が計畫の出來やう、一向是は知らぬことであるから計畫のして見やうはないから、私立なるものが如何に考へても恩典に浴すべき途はないと斯う云ふことになる、さうして見ると、原首相及現内閣は此前鎌田君の質問に應じて官、公、私立を同一視する、何れも國家の教育の機關であると言はれて居るが、理論ではさう言はれるが、實際に於ては確に無視して居るものと斯う見ても蓋し是は不適當な觀察ではあるまいかと私は思ふ、續いて申すべきことは財源に關することでありまするけれども、是は唯今の修正意見に付て何人か演説をせられるであらうし、專ら財源にそれは關係したことであるから、私は茲に多くは述べない、併しながら多言を要ずして學校を公債を以て造ると云ふのは頗る異例である、國家非常の場合に公債を募り、若くは收益ある事業の爲めに公債を募る、斯く大體上原則として限定して居るのは、苟も借金をすることであるから成るべく危險なこと、成るべく間接な事に使はないと云ふ意味から來たものである、それだから教育に使ふと云ふことは異例である、道路に使ひ、港灣に使ふよりは尚ほ收益と云ふ事柄には遠いのであるから異例である、而して其の先例はと云ふと、明治二十年とか、二十二年とかに海軍公債の中から三年掛つて二十萬圓使つて兵學校を造つたとか、造る爲にしたと云ふのが唯一の先例であるのでありますか、憲法發布以前の斯の如き小さなる事柄が先例となるや否や、偶々あつた所で宜い先例であるまいと私は思ふ、併ながら是は自から此問題に付ては其人がありませうから、多く私は之に論及をしない積りであります、以上述べたやうな理由からして私は誠に不本意なことである、苟も教育に關係がある、而して高等教育機關の増設擴張の必要を切に感じて居ながらも反對をするのは不本意であるが先づ此場合延期の意味を以て反對したいと思ふ、蓋し贊成せらるゝ所の諸君、警告附に贊成せられんとする所の諸君も以上の如き疑惧の念は大體は持つて居られるに相違ない、其持つて居られると云ふことは豫算委員會の質問に於て既に現はれて居る、同じく疑惧を持つて居る私は反對をせぬ、延期をする、同じ疑惧を持つて而かく贊成を、警告附で贊成すると云ふのだが、以上述べた理由は反對に適する理由なるか、將た贊成に適する理由なりや、諸君の判斷を聽きたいと思ふ、此理由から云ふと、警告付で贊成をすると云ふことは聊か龍頭蛇尾の嫌はないかと私は思ふ、それは姑く措いて、一體此警告の趣意と云ふものは先刻委員長の御報告にもあつた如くに諸問會に對して、權威ある諸問會を造られた而して之に諮問して置く、計畫もいけない所は變へる位にしなければならぬ、斯う云ふ譯なんである、諸問會に權威を付ける、權威ある諸問會の出來るのは當局の文相の權威がそれだけ落ちることになりはしないか一體文部大臣に自由に考慮の時間を與へて一年間猶豫をして、更に提出すべしと云ふ方と、權威ある諸問機關を拵へてさうしてしろと云ふのと何れが文部大臣により多くの敬意表するや否や、蓋し問題であらうと私は思ふ、此機關、之を信頼して未だ出來ざる機關を信頼して而して、之に贊成をせられると云ふのであるが、之に付ては石渡敬一君が昨日議會：委員會に於て最も適當なる質問を發せられた、一體さう云ふ諸問會に此計畫の變更、其他重要なことをせると吾々は議決をして他日德義上其議決に束縛せられるの慮はないか、又此諸問會は文部大臣の諸問會で、如何なる人を以て組織されやうとも貴族院と云ふものと比べて見れば、誠に其地位の低きもの、權能の少きものであるが、之を自己の代理の如く信任してそれでやらせると云ふことで宜しからうか、斯う言はれたやうに考へる、聊か違ふか知らぬが、

大體さう云ふやうなことで、是は誠に正鵠を得た肯綮に當つた質問である、諮問會も宜からうと思ふが併ながら其諮問會に斯くまで貴族院が重きを置いて貴族院自ら決めべきことを諮問會に譲ると云ふことは、其結果どうであらうか、竊に其點に付て心配をせざるを得ないのである、元來此諮問會なるものはそれ程の意味で文部大臣が造られやうとしたものではあるまい、或は其意味で豫算が出たんではあるまい、教育調査會は必要なものであるが、文部大臣から言へば、所謂鬼千匹に當る小姑の寄合ひである、是が漸くなくなつて、後は何もなくして仕舞ふ、是も聊か工合が悪い話であるから、まあ聽くべきことがあつたら聽かうと云ふ爲の諮問機關ではなかつたらうか、是れは聊か邪推に類するが、之を斯の如く偉いものにして、大きなものにして貴族院が望みを囑し、自ら爲すべきをそれに託してそれで宜しいかと云ふことに付ては聊か惑なき能ぬ譯である、長く意見を申上げて甚だ恐縮の至りでありますが、右の如き理由に依りまして、是は私は不本意ながら繰返して申すが反對意見を……延期の意味たる反對意見を表明せざるを得ないことになりましたので一部の修正、八年度に頭を出したものだけを認めると云ふ御説もありまするが、所謂五十歩、百歩で贊成とどれだけ違ふか、又假令此計畫を糊策としても、計畫と云ふものは一つの形を爲して居るものであつて、計畫者の意見も聽かずに貴族院自らが其一部だけを許し、後は許さぬとされるのは却つて計畫者、當局者に迷惑を來たし、又大體の計畫の破れの本になりはしまいか、斯う云ふやうな考で一部と云ふ方が穩當でありまするけれども、寧ろ決して之を否認すると云ふ意味ではなく、友誼的の意味に於て全部考へ直しを希望すると云ふ方が穩當であると斯樣に考へて、此反對の意見を述べました次第であります、併ながら此意見が行はれぬと見ますれば、近きものに贊成をすると云ふことは是は其自由を留保しなければなりませぬ、此段も合せて御斷りをして置きたい長い間……

○議長（公爵德川家達君） 休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

午後一時九分開議

○議長（公爵德川家達君） 是より開會いたします、鎌田榮吉君。

〔鎌田榮吉君演壇に登る〕

○鎌田榮吉君 大正八年追加豫算第二號に付て、私は此委員長の報告に贊成を致すものであります、併し今高田君から縷々御演説になりましたが其大意に於ては私は至極御同感であつて、決して正反對に之に對するものでない、如何にも今回の政府の擴張案は少しく突飛の嫌ひがありまして、何だか無暗に學校を建並べる、此間も私は少しく激語を用ひて宛も巡査の交番を建てるが如く、學校を建てゝ、それで以て宜しいものであるかどうかと云ふことを申した矢張り不安の念に打たれた、併ながら先づ高田君の御説の如くに、國民教育と云ふものが最も大切である、其内初等教育が殊に大切である、續いて中等教育と云ふものが大切である、是が完備して而して高等教育の完成を圖る、斯う云ふ順序に行きたいものである、是は洵に御尤もな御説でありまして、私共も理想に於ては其通りである、併ながら初等教育を如何なる點まで進めたならば、最早是が完備した、其次に中等教育をどの邊まで進めたならば是で宜しい、是から高等教育の擴張に掛からう、さう云ふやうな順序には此仕事は行かぬものだらうと私は考へる、そこで今回政府が高等教育機關を擴張せられて隨分莫大なる豫算を出されたのでありますけれどもそれに付て私の最も不安に感ずるのは、此官立高等學校擴張なるものが、私立學校を壓迫しはしないかと云ふことが、最も私の不安に思つた所である、それから又高田君も言はれた如くに、教師の速成、惡く言へば粗製濫造と言ふことが、甚だしい破綻を生じはしないか云ふことも、是も私は高田君と同樣に考へて居ることである、又御下賜金の高等教育機關に賜はつたと云ふのが、單に官立學校に止まつて、私立學校に及ばない、是等の點に付ては大に疑を懷き且つ又公債の借入に依つて是が財源を爲すと云ふこと等も、總て私の皆不安に感じたことは殆ど高田さんと同一である、併ながら今申す通りに其學校…高等教育機關の不足と云ふことは、確に是は事實である、是は總理大臣、文部大臣の言明せらるゝ如く年々此高等教育機關の不足の爲に青年に非常なる迷惑を掛けて居ると云ふことは是は私も認めて居るのであります、併ながら官立學校のみに力を盡せば私立學校の方に非常なる故障を起して來る、是も事實である、そこで私の考では私立學校が迷惑するから必要なる官立學校を作らない譯には行かぬ、之を作るが宜しい、何故に私立學校をそれが壓迫するかと云へば從來政府の執來つた所の方針は、此官私の間に區別を附けて居る、所謂差別を附けて居ることが是が宜しくない、所謂人種的差別撤廢と云ふことが此節流行して居るが、官私的差別撤廢と云ふことが是が一番大切である、所謂機會均等と云ふことに致したならば、それ程私は差支はないことと思ふ、それ故に總理大臣文部大臣にも過日來委員會に於ても質問を致し、果して此差別を撤廢するや否やと云ふことに付て、御意見を伺ひました所が、今後は決して差別を附けない、斯う云ふ譯、即ち今日新學令に於て官立公立財團法人立と云ふ、此三つの種類の教育機關が分れて居りまして、而して此三つの機關が寄つて國家教育機關を構成して居るのであります、往々人が誤り信じるが如くに、官立公立のものは國家教育機關である、それの詰り不備なるが故に私立の教育を以て之を補充すると云ふやうな考は、是れは根本的に誤つて居る、詰り三者が相寄つて國家の教育を完成すると云ふことになる、是は今日始つたことでない、從來其方針でなければならぬのでありますけれども、政府の爲す所が、其趣意に出でないと云ふことが、是が最も禍を爲して居る、極く卑近な例を取つて見ますと、今此三つのものは同一の機關であるにも拘らず、或人が官立學校に向つて金を寄付すると云ふものがある、さうすると云ふと國家は之に向つて其篤志なる所を表彰する、併ながら私立學校に寄付者があつても、國家は更に之を顧みない、是が頗る分らないことでありまして、同じく國家の教育の爲に貢献するのに、甲に向つては之を表彰し、乙に向つては表彰しないと云ふことが、既に是差別である、又從來官立學校に種々の特權を付して居る、其上に種々の特權を付して、成るべく官立學校に入學することが、其學生の爲に都合宜しく、又學校卒業の後にも、官立學校を出た人は種々な肩書が附いたり、特權が附いたりすることがある、其爲に官立に人が向ふ傾向を生じて居つた、是等のことは近來段々撤廢せられまして、新學令に依つても先づ學位であるとか、其他のことは總て、此官公私三者が同等になると云ふことになりました、其今日に於て尚ほ政府が金を寄付する人に向つて矢張り同一の待遇をすると云ふことになつたならば、餘程官私の間の等差と云ふものがなくなりますから、そこで數が多くなると云ふことを以て、直ちに壓迫と言へば壓迫するのでありますけれども、それは已むを得ないことで、多くの學校を作つた爲に、多くの青年が入學し得ると云ふことになれば、官であつても私であつても、等しく國家の教育機關が出來て、さうして之に依つて青年が教育されると云ふことであれば、私は至極結構なことゝ思ひますから、此點に於ては何等の不平はない、それから教師の速成、成程惡く言へば粗製濫造と云ふことになります、僅か六箇年の間に澤山の教員を養ひ、養成すると云ひましても、是は隨分困難なことに違ひない、又高田君の仰せの如くにどうも五百人も千人も今急に戰後に教師が入用であるから、亞米利加佛蘭西に向つてそれの留學すると云ふことは、隨分是は見苦しい話であると云ふ御話でありましたが、成程さう云へばさうも思へる、が併し別に見苦しいと云ふ感じは、私はそれほど起らぬと思ふ、人が多く外國に行くと云ふことは必ずしも惡くない、例へば今度の講和會議に英國から講和會議に關係した人ばかりで七百人程もある、是は別に見苦しいとは思はぬ、教育の爲に學問の爲に行くならば、千人に達し二千人に達しても、是は別にさう今度教員養成の爲に來た人間だと云つて札を附けて歩く譯でも何でもないから、是はさう言つて仕舞へば大層仰々しく聞えるけれども、實際はそれは何でもない、是が何か乞食に行つたでもなければ、何も惡いことはないからして、其點は私は一向差支ないと思うて居る、それから此金を四千萬圓以上官立學校建設の爲に使ふと云ふこともです、是も成程四千萬圓とか五千萬圓と云ふ金は大金には違ひない、大金には違ひないのでありますけれども、教育の爲に從來金の使ひ方が少いので、戰鬪艦一隻造れば四千萬圓は要るです、そんなに大したことはない、六箇年間に戰鬪艦一隻造ると云つて議會に出せば譯なく人が贊成をしますが、是が學校を三十造る、四十造る、それも六年間にやると云へばそんなに馬鹿馬鹿しい金を使ふと云ふことは怪しからぬ、斯う云ふ議論が出て來るけれども、是も矢張り前の千人の洋行と同じことで大したことはないと私は思ふ、又從來は此「サーベル」を振れば金が出る、「ペン」を振つても中々金は出ない、所が兎に角世の中が大變に變つて、先づ「サーベル」を振る

のはいかぬ、「ペン」の爲にも金を出さなければならぬ「サーベル」即ち「サーベル」の十分の一でも百分の一でも「ペン」でも金を取出すと云ふことが出來ると云ふことは私は宜しいと思ひますが、其使ひ方が宜しければ、其四千萬圓が一億圓になりますれば尙ほ結構であります、そこで同時に敎育も初等中等、高等の擴張をすることは困難かも知れませぬけれども、例へば今回假に五千萬の金を高等敎育機關の爲に使ふ、之を初等敎育の爲にも五千萬圓使ふ中等敎育の爲にも五千萬圓使ふとしても一億五千萬圓の金である、大した金ではない、軍備の爲に使ふ所の其金の高に比しますると云ふと、此文事の爲に敎育の爲には隨分奮發して金を使つた所が誠に瑣細なことであるから、之を以て國家の敎育が進步するならば私は、假令一億五千萬が三億になつた所が、それほど惜むことではないと考へて居る、唯其やり方如何にある、極端な例を申すと云ふと、戰爭中にです、英國が支出する所の金は一日に七千萬圓に及んだ事がある、佛蘭西の支出する金も一日四千萬圓に及んだ事がある、殊に佛蘭西、第二等三等に位する佛蘭西が一日に使ふ所の金を六年間に使ふのであるから、それほどえらい濫費とは云へぬ、況やそれが鐵砲玉として消えるのではない、ちやんと消えない、消へないと云ふ譯ではないが兎に角學校の形となるとして見れば、それほど私は惜まない、又其學校が高田君の御心配はどうも此田舍に學校を造つて看板は高等學校である、看板は高等商業、高等工業である、併し敎師も十分に補充する事は出來ず、何分中央の學校のやうな譯にはいかないからして、或は是がまあ高等學校と云つても中學校の毛の生えたやうなものになりはしないか、高等商業も甲種商業學校の毛の生えたやうなものになりはしないかと云ふ御心配でありますが、私も其點に付ては、至極御同感で、或はそんなことになるかも知れぬです、大抵此中央集權の國に於ては地方に建てられる學校、迚も同じ程度の學校でも中央の學校には及ばないと云ふことは、彼の佛蘭西其他の例を見ても分つて居るのでありまして、まあ高等學校と云つても中學の少し良い位のものである、それも成程計畫の趣意から見ますると云ふと、非常に違つた結果を生じたことを悲しまなければならぬのであるが、少しく大きく考へて見ると是も構はない、高田君は高等敎育よりも先づ中等敎育を完成しなければならぬ、是が丁度中等敎育の完成になる、高等學校に比較的餘計金を使ふと云ふ、此學校が田舍であるが爲に中學校の上等のものになつて仕舞ふと云へば私は註文通りになるのではないかと思ふ、併ながらそれは望まない望まないが能り間違つてさうなつても是は今造つても十年後に造つても矢張りさう云ふ結果が生ずるのでありますが、私はそれは構はない、殊にです、今日地方にある所の各中學を見た所が頗る不完全なものである、殊に今日最も必要として江木君等より建議せられた所の、今あります此理化學の設備を良くしなければならぬ、是がないのです、先年文部省より年々二十萬圓の金を支出して各中等學校、即ち師範學校、中學校に理化學實驗と云ふことを行はしめやうと云ふことをなさつたことがあります、其時にです、地方の中學校には殆ど其設備がないのみならず、東京の中學校にもさう云ふ設備がある所がないそれで私の方の學校へ總ての中等學校の理化學の敎師が來て、さうしてそこで實驗の總ての設備を見て話を聽いて歸つて行つた、是は誰がやつて居るかと云ふと私立學校で、人の寄付金でやつて居る、さう云ふ譯でありますから、此理化學の設備も相當に出來て、さうして中等敎育として隨分良い位のことが出來るのでありますからして、私は或は已むを得なければそれでも宜しいが、殆ど今度の學校と云ふものは各府縣に一つづゝ位立てることになつて居りますから、どの縣に行つても先づ高等實業學校、高等商業と云ふものがあるけれども、實は甲種商業學校の良いものである、高等工學校と云ふものも、實は甲種工業學校の良いものである、高等學校と云つても中學校の少し良い位のものが出來たら却つて宜くはないか、中等敎育の完成と云ふことに偶然なりはしないかと斯う考へて居る、それから財源のことに付ては、此の公債に依ると云ふことが是れが面白くない、第一公債と云ふものは生產的の公債は宜しい、併ながら不生產的公債は好ましからぬと云ふことの點は私も同じことである、併ながら此の學校を建てると云ふことが生產的で何故ないかと云ふと、學校を建てゝ之れに依つて工業の學問をし、之れに依つて商業の學問をし、又其の他の高等敎育を受けて、さうしてそれが國家の生產には少しく間接ではありますけれども、其の敎育を受けた人が働けば商業も工業も發展して來るのでありますから、國家の富を作ると云ふことの上に貢獻すると云ふことは、決して戰爭をして鐵砲玉を擊つことゝ同じことではないと云ふことが私は矢張り言へるだらうと思ふ、それから御下賜金のことでありますが、是は誠に畏多いことでありまして、今回政府が高等敎育機關の擴張に付て內帑金を賜はつたと云ふことでありまして、誠に畏多いことで、併ながら至極善いことを私は遊ばされたと云ふことを考へる、凡そ何れの國の帝室に於かせられましても、總て文敎の爲に補助を賜はる、其國の學問を進め、其國の美術を進める、其國の音樂演劇等を奬勵されると云ふことは、是は其各國の帝室に於て爲さつて居ることであつて、我國はまだ維新の日を去ること近いが爲め、帝室の御費用が多端である、又種々のことに對して草創の際であるが爲に、是等の點に於て恩澤に浴するものが少ないことは頗る遺憾に思つて居ります、併ながら今回の高等敎育機關擴張のことが上聞に達して御下賜がありまして、政府が其途に向つて使はれると云ふことは是は至極結構なことであるが、私は同時に何故是が私立學校等に及ばないか、學校のみでなく或は種々なる學會協會と云ふものがありますが、其點に及ぶことを大に私は翹望して居るのであります又先日來總理大臣の御話を伺ひますと、是までも隨分私立學校等に御下賜があつた、又今後と雖も無いことはない、必ず有るだらうと云ふことを、是は確實に言へないけれども、有ると自分は信ずるやうに思ふ、斯う云ふことは隨分度々話されたことであります、此帝室の御下賜と云ふものは是は一視同仁であつて官とか公とか私とか云ふやうな區別は決してないことであつて、必ず普く國家の青年を敎育する上に於て、又人材を養ひ學術を進める意味に於て、常に厚き思召を有せられることでありますから、今度の此擧に於て官私兩方を包含して居らないからと云うて之を論ずると云ふことは私は少しく恐多いことと實は考へて居るのであります、それから此諮問會の權威云々のことに付て御話がありましたが、是は私もどう云ふものが出來るか實は分りませぬ、分りませぬが、文部大臣の權威を減ずるやうなものが出來ては困ります、諮問會の權威の上ることは宜しいとしても、それが爲に文部大臣の權威が減却せられることは頗る面白くない、是は意味の取りやうに依つてどうでも考へられるのであります、私は或る意味に於て文部大臣の權威が强過ぎて困つたのではないかと思ひます、第一文部大臣と云ふものは敎育上の事務を取扱ふ所の長官である、其長官たるものが、從來は或る意味に於ては國家の學問の大先生である、或る意味に於ては國家の道德の大和尙である又或る意味に於ては學力檢定の長官であると云ふやうな意味を以て、文部大臣は殆ど萬能の人である、成程萬能の人でありませうけれども、斯の如きことを一の官吏に向つて、是だけの權能と云ふものを付し、是だけの權威を付すると云ふことは、果して當を得たるや否やと云ふことを常に疑つて居つた、それで先日も學位令改正の際に成るべく文部大臣に依らずして學校は學校自身學位を與へるが當然ではないか、假令文部大臣は學者もあり、無學者もありませうけれども、文部大臣と云ふ資格を以て人の學力を檢定することがどうして出來ませう、決して出來るものでありませぬ、文部大臣は道德堅固の人もあり然らざる人もありませうけれども、文部大臣と云ふ辭令を與へられたるが爲に、是が天下道德の標本となることが出來るかどうかと云ふことを私は頗る疑つて居る、又文部大臣たるが爲に醫學でも、文學でも、哲學でも、何でも一番悉く分ると云ふ人であるとも言へない、所が是まで文部大臣が、學問上のこと、又人格養成上のことに付ては殆ど唯一無二の大權威であるが如く看做されて居つた、是は大變な誤りです、故に文部大臣は此學校の組織を議する上に於ては、決して、之を獨斷專行してはならぬ、學校と云ふものは天下一般青年養導に關係して居ることで、何れの家々の父母姉妹兄弟、皆此事に付て心配して居るのでありますからして、御婆さんの云ふことも聞かなければならぬ、又子供の云ふことも聞かなければならぬ、又老人の言ふことも聞かなければならぬ、それを綜合した上で以て如何なる方法が宜しいかと云ふことを斷定するのは、それは或點までは文部大臣がやるのであるけれども、さう云ふものを代表する所の機關をすつかり無視して仕舞つて文部大臣がやらなければ權威がない、斯る危險なる權威を一文部大臣に付すると云ふことは私は喜ばない、それから延期の意味に於て之に反對すると云ふことも言はれましたが、延期の意味に於て反對すると云ふことは分らぬ、延期ならば延期、反對ならば

反對、どつちかに極めた方が宜さうである、と云ふのは此案は無論高等教育機關擴張は宜い、宜いけれども不完全なる點があるから、一年なり二年なり延ばして、さうしてやつたならばどうか、至極用心深い御說でありますけれども、併し先刻來段々委員長から報告になつた通り、此事に付て警告と云ひますか、條件と云ふものか附いて居る、無論條件警告などと云ふことは、貴族院の決議として、之を行ふことは出來ないのでありますけれども、再三再四、名譽委員と當局者との間に問答があつて、さうして是非さう云ふ趣意を以て行ふと云ふことを誓はれた以上は、それだけのことは必ず德義上御守りになることと私は堅く信じて居る、さうして見ますと云ふと、即ち茲に高田君の丁度御心配せられる點と同じことでありまして、先づ八年度に計上しただけのものは、是は成るべく其筋の經驗のある人の說を聞いて施設し、又あとは段々說を聞いて行ふと云ふ、丁度延期と同じ効力を生じやう、之を一年だけびたつと止めると一年だけ遲れる、學校を立てると云ふことは木を植えると同じことで、今年植えて置けば來年は三寸か五寸になる、來年初めて植えると來年一寸から始めなければならぬ、此學校を立てることも亦高田君の言はれる年數を經、歷史を重ねて學風を養成すると云ふことは、一年早ければ一年だけ早く學風が出來る、さうすると之を延期の意味に於て反對すると云ふことは、私は御同感であるけれども、矢張り注意し、用心しつゝ建設して行けば高田君の志はそれに依つて矢張り達せられることになりはしないかと斯う考へるのであります、大要先づさう云ふやうなことでありまして、私は此委員長から報告せられました通り成るべく餘り忽卒なことをして、さうして輕々しく此事業を行はずして、注意を加へ又聞くべき人には聞いて此事を行つて行くと云ふ意味に於て之を決議して大した誤りはなからう、又私立學校を壓迫云々と云ふことは、今の通り機會均等にして差別を撤廢して行くと云ふことならば、是も大して壓迫にならぬだらうと思ひます、併ながら其上は面々の力にあることでありまして、競爭が强ければ强くなるだけ學校當局者も又學生も奮發して、他に負けないやうにやつて行くと云ふことは却つて宜しいかと思ひますから、さうどうも消極的にばかり考へて居る譯に行かぬ、けれども、大體に於て私は今度の計畫は餘り心中から感服しない、しないけれども今のやうに成るべく全體の豫算總會に於て、多數を以て決議された所の意味を以て當局者が施設されたならば、大した誤りにはならぬだらうと、斯う考へますからして、私は是だけのことを申上げて贊成の意を表して置きます。

〔若槻禮次郎君演壇に登る〕

○若槻禮次郎君　私共が此第二號の豫算追加案に修正を加へたいと申上げることは、先程書記官の朗讀した所でありますが、朗讀せられた所は大變澤山な數字に亘つて居りまして、ちよつと御聞きになりますと云ふと、どう云ふ趣意の修正をするのであるかと云ふことが御分りにくゝあらうと存じますが、之を事柄で申上げると、結局提出してあります豫算の中で大正八年度から著手いたす學校の費用は之を皆繼續費として認めるのである、從つて此所の豫算にあります所の甲號と云ふものは全部此通り認めるのである、唯乙號に於て九年度に著手するもの、十一年度に著手するもの、共に合せて繼續費になつて居るのであるが、それだけは除いて置いて、九年度になつたならば、九年度に著手するものに付て豫算を提出されるやうにしたい、十一年度になつたならば十一年度に著手すべき學校に付て其年に豫算を提出せられたい、斯う云ふ趣意であるのであります、而して教官の養成費だけは是は從前執り來られた所の慣例通り年々の豫算で協贊を求められることにして是は繼續費とすることは見合せられい、其金額を減ずると云ふ意志でないのであります、年々協贊を求めることは從前の慣例の通りが宜いので、今度の如き慣例を破つて斯の如き費用にまで繼續費を認めると云ふことはなされぬ方が宜しい、是が修正案の意味であります、元來戰後の施設として教育の振興に努められると云ふことは私共固よりの考であります、それで教育の振興と云ふことは極めて結構な事であると考へて居るので、唯自分の申す所の教育の振興と申すのは是は初等教育、中等教育、高等教育、共に全般に亘つて改善すべき所を皆改善して行くと云ふ趣意に於て教育の振興に努めたいと云ふのでありまして、今回の如く高等教育機關のみの設備擴張と云ふ事の趣意ではないのでありますが、併ながら教育の振興の中に於て、高等教育機關の整理と云ふ事は固より必要であるのでありますが、今回初等並に中等教育に付ての改善の案が提出がないからと言つて、それ故に此高等教育機關の設備に反對する次第ではないのであります、今回提出されたやうな高等教育機關を整備しやうと云ふ趣意には吾々は全然同意であるのであります、此事を先づ申上げる所以のものは、修正案を提出いたしました者の立場を能く明にして置くの必要があると思ひますから、先づ此事を申上げて置きます、斯樣な譯合で大體に於ては教育の振興には贊成である、高等教育機關の整備を圖られることには同意でありますが、其目的を達するが爲に政府が計畫を立てゝ提出せられた此第二號追加豫算なるものに付ては不滿足な點が多々ありますのであります、第一には左樣な計畫を立てるに付て、先づ以て財源が要るのでありますから此財源の選定に於て私共は政府と所見を異にして居るので、吾々が教育の振興を主張する以上は是の費用の要ると云ふ事は無論でありますから、其事は認めて居るのでありますが十億の歳出豫算の中に於て、高等教育機關の整備の必要だと云ふ事を既に前提と致しましたならば、それだけの費用は其十億の豫算の中で先づ以て認めて置いてさうしてそれで財源の足らないものは、此設備よりも急務がまだ幾らか薄いと云ふものの經費を暫く見合すと云ふ事になつたならば吾々が主張する如く公債に財源を求めずして高等教育機關の設備が出來るので有ます、それをちよつと一應見ますと、今回は非常に財源が多いやうに見えますが、是は私共考へて居る所では、將來政府の歳入なるものは減少するのであつて、財政の前途はなか／＼容易でないと思ひます、戰後の今日の所ではちよつと澤山に財源があるやうに見えるものでありますから、政府は大變財源が多いとして、皆之を以て色々な費用に分配して仕舞つたのである、分配して仕舞つてから、扨此高等教育機關をやらうと云ふとそれは財源がないのであります、そこで借金をして此機關の設備を圖ると云ふことに致されたのでありますが、吾々が教育の振興を圖らう、それには經費を要すると云ふのはさう云ふやうなやり方ではないのである、此事が大切である以上は經費の分配をする場合に於て、先づ之に充つると云ふ頭を以て諸般の施設計畫をされたならば、此財源を見付けることは何も借金に依らなければならぬと云ふ必要のものでない、斯う私は考へて居るのであります、唯今鎌田君は學校の設備は不生産的であると云ふやうなことを言ふが、是は生産的である、工業商業等の知識のある者を出す場合は勿論、それでないにしても教育をして人才を造ると云ふことは、即ちそれが生産事業に間接に效能があるのだから、不生産的事業に付て公債を募らぬと言うて居つても、斯う云ふものは一向さう云ふことを省みるには及ばぬと云ふやうな御議論をなされたやうであります、教育が生産的であるとか、不生産的であるとか云ふやうなことを申しますのは、是は學者には色々さう云ふことを言ふのである、それは言葉咎めの問題であつて、吾々が不生産的仕事の爲には公債を財源とせぬ方が宜いと申上げるのは、其事業に投じた資金に依つて利益を生ずるやうな場合に於ては借金をしても其借金の元利は其利益で以て拂はれるから、それは公債なり借入金をしても宜しいが、投じた資本が直ちに利益を生ぜないと云ふと公債、或は借入金を致した場合には此元利の償却は租税を以てせぬければならぬのであります、それ故に租税を以て償却をしなければならぬやうな公債は成るべく殖さない方が宜しい、さう云ふ公債を澤山殖すと云ふことは財政の基礎を薄弱にすることであるから宜しくない、是は吾々今回の教育振興に贊成して居りながら、教育費の爲に公債の募集をされることが宜しくないと云ふ所以である、併ながら此事を言うて財源のことにまで及んで豫算を正して行かうと云ふことになりますれば、勢ひ豫算の撤回を求めて、政府から財源を更めて提出して貰はなければならぬと云ふ所までに至らざるを得ぬのであります、それでは餘り事が大業になりますのみならず、既に前に出て居りました、日程に於て、此教育の設備の爲に公債を募集すると云ふ法案が本院で可決になつた位でありますから、私は此財源に付ては異論がありますけれども、唯今此所で此財源までに付て修正をしやうと云ふやうなことを申す譯ではないのであります、唯此案に付て不滿の箇條があると云ふ一點を茲に申上げて置くのみであります、又此豫算の立て方に付て甚だ不都合であると考へますのは、此追加豫算の學校の設備に付ては皆目になつて居ります、高等學校、商業學校、工業學校大學の設備擴張、皆是れ目で定めてあるのであります、從前學校の擴張設備の增加をする場合に於ては總て項に於て之を計上して居つたのであります

豫算に――是がもう從來の例であるのであります、是まで十何年以來總て學校を新に立てる場合に於て其設備に付て議會に經費の協贊を受ける場合に於ては常に款項に之を上ほして協贊を受けると云ふのが是が從來の例であつたのであります、從來の例を申上げる所ではない、此五六日前に本院に於て可決になりました大正八年度總豫算に於ても學校の設備があるのであります、高等學校が第十三、第十四、第十五の高等學校が出來る、其他に外の學校も出來ることになつて居りますが、是は皆項に上げてあるのであります、つい一週間程前に本院が審議をした所の法律に於ては斯樣な費目が項に於て出て居るのであります、然るにそれが今回の追加豫算に於ては目になつて居るのであります、目と項の違ひは如何なる差を生ずるかと云ふことを申上げるのは、餘りに分り切つたことを言ふやうでありますけれども、是は大切なことでありますから申上げなければなりませぬが、項になつて出て居れば、其費用を他に流用することが出來ぬのであります、之に反して目になつて居りますれば其間に幾らでも流用が出來るのであります、高等學校を立てると云うて出て居る經費を廢めて、之を高等商業學校に移すことも出來るのであります、高等商業學校を立てるとして出て居る經費を廢めて、之を高等工業學校に變へることも出來るのであります、或は高等學校を造ると云ふ經費を之を變へて大學の擴張をすると云ふ事にも用ひられ得るのであります、是では皆樣が高等學校を造り高等商業學校を造るとして御協贊なされた事を、政府限りで變へてしまつて、外の事に充てても仕方がない事になるやうな風に今回の追加豫算が組んで出て居るのであります、此點は私は甚だ不都合であると思ひますが、併ながら此事に付ても今更是はいかぬから、項にすると云ふ事になりますれば豫算を更に組換へて行かぬければならぬ、それは容易く出來る事でありますけれども、兎に角目を項にすると云ふやうな事に變へて參らぬければならぬので有まして是も今此會期の切迫した時に左樣な事をする爲に政府に豫算の撤回を求めて、修正をして出して貰ひたいなどと申した所が、是では餘りに事が大袈裟になるのでありますからして、此點も私共は甚だ不滿足でありますけれども、此際は我慢をしやうと思うて居るのであります、そこで結局の問題はどこに歸著するかと云ひますと、此追加豫算の大正八年度から著手をせらるゝ、學校は是は私共が見ても亦豫算總會等に於て教育の知識の多い方々の御議論を拜聽いたしましても、矢張り學校は是は相當であると云ふ事になつて居りますので、之に付ては大した異論は無いのでありますが、九年度以後に著手せらるゝ學校或は學部と云ふものの選擇は、どうしても此原案に出て居るものでは十分でない、まだ選擇の仕方が惡いと我々は考へて居るのであります、而して屢々申上げました所の豫算委員會に於ける希望條件なんぞは何かと云ふと、結局此選擇の仕方が惡いが故に茲に希望を述べられると云ふ位でありますから、學校の種類なり、學部の種類なりの擇び方が惡いと云ふ事柄に付いては恐らくは大多數の御方には御同意でありはせぬかと思ひますが、それが第一に私共が不滿の點であります、それから第二には今手を著けない所の大正九年以降に著手するものに付て、今日から確定的に繼續費として協贊を强ひらるゝと云ふことが、是が第二の吾々の不滿の點であるのであります、それと前例を破つた教官養成費と云ふものを繼續費にせられると云ふことが、是が又豫算の計上の仕方に於て吾々の同意することの出來ないと云ふ點であるのであります、今回修正の意見を提出しましたのは外にも不滿の點がありますが、此場合である故に吾々不同意の點をも我慢に我慢をして、而して結局是だけのものは如何にしても默つて居ることが出來ぬと云ふものに付て茲に修正案を提出した次第であります、一體大正八年度の豫算の協贊を求められる場合に於て、大正九年度以降に著手する事柄に付て併せて繼續費として協贊を求められると云ふことは、どう云ふ譯でありませうか、何の必要があつて、左樣なことをせられるのであるか、是は此追加豫算が本議場に上りました時に、江木翼君より政府の意向を質されたのでありますが、其の時の答辯に依りますと云ふと、左樣なことは外にも例があると云ふことであります、外に何があつても元來繼續費と云ふ例外的のものを、例があるからと云つて益々擴めて行くと云ふことは、是は宜しくないことであります、併し其事は姑く措いても、外に例があると云ふことは何であるか、私の承知して居る所に依れば、唯鐵道の建設改良費だけであります、鐵道建設改良費に付ては如何さま其の年度に著手しない、二年或は三年後に著手するものに付て、豫め繼續費として協贊を受けられた例はあるのであります、併し鐵道と學校とは大變違ふのであります、鐵道は交通機關で、爰から斯う架けて、それからどこへ連絡すると云ふやうに、總て其連絡の關係を見なければならぬ必要があるのであります、それ故に其年に著手しないものでも、後年に著手するものでも、其年からして既に繼續費として求めて置いて、何年になれば、どこの鐵道が出來る、何年になればどこの鐵道が出來るから、それ故に之を今日斯ふ云ふ鐵道を架ければ、連絡上に宜しいと云ふ事になるのであります、是と雖も私共は左樣にまでせぬでも宜しいと思ひますが、併ながらそれは左樣にする例が是まで上つて居るのであります、前例のある事柄に付ては今批評することは好みませぬから、それはそれで宜いと致して置いて、學校に付て之と同じことをする必要がどこにあるのでありますか、東京に學校を立てることと、大阪に學校を立てることと、何の連絡がありますか、大正八年度に神戸に學校を立てる、大正九年度に長崎に學校を立てると云ふ場合に、長崎に大正九年度に學校を立てると云ふ事を決めて置かぬければ、神戸の學校を大正八年度に立てることが出來ないと云ふ道理はどこからも出て來ないのであります、此點に於て既に豫算の組方が惡いと思ひますが、段々非常な讓歩をして、それは關係なくても今日から決めて置けば大變便利だから、今出すと云ふことを承認するとして、財政上私は左樣に承認をすると云ふことは甚だ宜しくないと思ひます、甚だ宜しくないと思ひますけれども、假にさうする方を承認するとした所で、今回の分に付きましてはどうしても大正九年度以後に著手するものを今認めることは出來ない事情があるのであります、それは何であるかと云ひますと政府が此追加豫算を出さるゝと共に説明書と云ふものを出して一應斯うは極めて置くけれども、公立學校私立學校の發達如何に依つては、此決めてあるものは變へるかも知れぬと云ふことを明言して居られるが、是は唯口頭に述べられたのみならず、書面を以て印刷して吾々に示して居られるのである、さうすると云ふと大正九年度以降に著手する學校には政府に於てはまだ定見は無いのである、必ず斯うせなければならぬ、必ず斯うすると云ふ定見は無いのである、公立學校私立學校と云ふものも發達如何に依つては或ものは止める、或ものは變更する、或は高等學校を建てるとして居つたものも工業學校に變更することがあるかも知れぬ、或は高等學校を造るとして居つたものを七年制の高等學校が出來たから止めると云ふやうな事になさるかも知れぬ、公立學校私立學校の發達如何に依つて之を變へることがあると云ふと、さうすると此原案なるものは、確定せないものである、確定せないものに付て議會の協贊を與へよと云ふことであるか、政府が責任を取つて確定した案を出して議會は當否を判斷して、或は協贊を與へ或は反對すると云ふのが當然であるのである、政府がまだ疑問であつてどうなるか分らぬと云ふことを述べて居られるのに、議會が唯それに協贊いたしませうと云ふのは、實に議會として餘り輕卒なことであると言はなければならぬ、まだ／＼政府は是れは確定せないと言はれるのみであるかと言ひますと云ふと、それのみでないのであります、豫算總會に於いて希望條件を述べられた、其の希望條件は假令政府は之れを確定のものと見て居つても、それは學校の種類なり學部の大選擇か宜しきを得て居らないのであるから、政府の諮問機關に諮問して適當に御直しなさい、其の直される場合も輕いことではないけぬのである、其の諮問機關の議決を重んじて……重んじてと云ふ意味の……殆ど政府は意を加へないで諮問機關の言ふやうに之を御變へなさいと云ふ注文を出して居られるのである、政府自身として之れに付いてはまだ確定した意見はないのである、縱し政府で確定して居つた所で、貴族院はそれに意見を言つて居るのである、さう云ふ學科の選定なり、さう云ふ學部の選び方が宜くないから變へなさいと言つて居るのである、さうすると云ふと貴族院自身は此の九年度以後に著手する學校に付てはそれを變へろと云ふのである、茲に至つて政府は此項に出さないで目に出したと云ふことの不都合なることが益々現はれて來るのである、若し之を項で協贊してあるならば、其諮問機關の決議に依つて政府が變へる場合には豫算を變更して、もう一遍議會の協贊を受け直さなければならぬのである、それならば議會なるものは是が善いとか是が惡いとか云ふことは其時に判斷が出來ますから例へば此不確定なるものに協贊をして置いてもまだ／＼もう一遍議會と云ふものが、之に對して判斷する機會があ

ると云ふとまだ宜いのである、それでも私は賛成でありませぬけれども、併ながら項になつて居つて變更する場合には協賛を仕直すと云ふことであるならば、まだ〳〵宜いのであります所が如何でございますか、是は目で出て居るのでありますから、諮問機關が是はいけぬからと言つて假に議會から諮問機關の意見に成るべく從へと言つて政府に注文する、政府は目に依つて流用する、勝手次第にそれをやるのであります、さうすると議院は高等學校が建つと思うて茲に協賛をする、豈圖らむや高等商業學校になる、高等商業が出來ると思うて協賛して居ると、豈圖らむや高等工業學校になる、さう云ふ專門學校が出來ると思うて居るとそれが止められて大學學部の擴張になると云ふことが起るのである、而して其時議會は何等之に向つて意見を言ふことが出來ぬのである、政府のみで勝手に之を爲すのであります、斯樣な協賛を議會か與へる、議會が惡いと言つて居る而も變へなさいと言つて、それに確定的協賛を與へると云ふことは、是は議會として自ら權利を重んじないことになると私は考へるのであります、教員：教官の養成費、是は學校を建てる以上は教官が一番大切であるのであります、高田君も頻に御心配になりました、是だけの學校が出來るのに教官が一時に出來るや否や、是は隨分心配である、或は粗製濫造と云ふことが起つて、折角出來た學校は、形は出來るけれども其實質が面白くなくしては、教育上惡い結果を生じはしないかと云ふことを御疑ひになりました、それ位に教員は大切であります、學校を建てるならば教官を養成すると云ふことは勿論でありますけれども、此教官を養成するに付ては政府が茲に見積つて居られる如き經費を使つて、さうして數年に亘つて結局要すると思ふ教官を今から養成せられると云ふことは私共はちつとも異論は無いのであります、是は十分そこに力を入れて教官の養成に努められなければならぬと思ひますが、さて前例を破つて之を繼續費にする必要が何處にあるのであるか、是まで曾て斯う云ふものは繼續費になつて居らぬのであります、大正八年度の總豫算に於て吾々は矢張り學校の擴張を協賛したのである、高等學校三校を新に作ると云ふことを協賛したのである、之に向つて教員の養成に付ては繼續費として認めて居らないのである、唯一年だけの協賛をして居るのである、此總豫算で認める學校の教師は一年度限りで宜いので、追加豫算で求める學校の先生だけは繼續費で養成せぬければならぬと云ふことは何處から出て來るのであるか、のみならず教員の養成費と云ふものは何でございます、四百五十萬圓を要するとする、其四百萬圓なるものは洋行の費用で、外國留學の費用である、五十萬圓だけが内地に於ける學生に給する費用である、從前學校の教授或は教師を養成する爲には留學をさせると云ふことがずつと行はれ來たつて居るのである、それは繼續費になつて居らないので、繼續費でなくして十分に教官養成と云ふことが是まで出來て居るのである、今度に限つて之を繼續費にしなければならぬと云ふことが何處から生ずるのであるか、或は今回は内地の學生に給費すると云ふのが新に加つたから繼續費にしなければならぬと仰しやるかも知れぬ、それならば誠にをかしい論法である、外國に行つて留學して、さうして勉強する者に向つての經費は一年限りで宜かつたけれども、内地に居つて學校に這入つて居る學生に給費するのはどうも年々の協賛ではいけぬから必ず之を繼續費にしなければならぬと云ふ話である、是は私共兩方とも繼續費にする必要はないと思ひますが、若し繼續費でなければいけぬと云ふ議論を立てるならば外國に留學して居る人こそ繼續費を以て必ず三年四年續いて出ると云ふことを保證してやらなければならぬのである、内地に居る分はまだそんなにせんで宜いと云ふならばまだ〳〵聞えるのである、それを從前は外國に留學する者にもちつとも繼續費と云ふことを認めないで置いて、今回留學と内地の給費と二つあるが爲に之を繼續費にしなければならぬと云ふ議論は、是は誠に顚倒した見方であつて、何等の理由をなすものでないと思ひますそこは私共の申上げまする通り、先づ學校の選擇も相當であり、さうして今日から手を著くると云ふ此大正八年度だけの學校に付ては繼續費を認めて置いて、大正九年度以降のものは大正九年度に於て政府が諮問機關に諮問をして、さうして其ちやんと適當なりと云ふ案を具へて、議會の協賛を得なさる政府が責任を取つて確定的の案を議會に出される、大正十一年は十一年で、又諮問機關に諮問をして其結局妥當と云ふ事に歸したものに付て政府が責任を負うて確定的の案を其時に出される、斯う云ふ事に致す事に於て何所に不都合があるのであるか、何所に不便があるのであるか何にも不便はないのである鎌田君は學校を拵へるのは木を植ゑるやうなものである、一年早く植えれば一年丈早く伸びるのである其通りで有ます其通りで有ますが修正案は八年度に著手するものは此儘繼續費を認むるので有ますから木を植ゑる事はちつとも遲らかさぬであります、學校は政府の原案の通りに出來て行くのであります、大正九年度以後に著手するものは、政府が責任ある案を具へて御出しになればそれを協賛しやうと云ふのでありますから、一向鎌田君の御心配になる木を植ゑるのが一年遲れると云ふことは起つて來ないのでありますのみならず、私共から申せば、さう爲さる方が政府に便宜が餘計あるのであります、今日は御下賜金の外には公債借入金を以て財源とすると云ふことになつて居るのである、是は前申上げました通り、吾々は不同意でありますが、今日は今我慢をすると言つて居るのである、政府も之に滿足して居られぬのであります、政府も已むを得ず斯うして居るのでありますが、金があれば成るたけ公債借入金は減ずるやうにする、現に寄付金があればそれだけは借入金は減ずると言つて居られるのである、其寄付金は今既にあるのであります、此大正八年度に著手する學校に付ては私の承知して居る所に依れば既に寄付金が地方から確定的に言つて來て居る、それが此に掲げてないのは、是は追加豫算で急いで出されたら仕方がないとした所で、今此に九年度以後に著手するもの迄も協賛をして仕舞つて置きますと云ふと、寄付金を財源に掲げて此通り寄付金があると云ふことを議會にまで見せて協賛を受けると云ふことは出來ぬのであります内實では寄付を受けられるか知らぬが、併ながら議會はどれだけ寄付金があつて、どれだけ公債を募集しなければならぬかと云ふことは分らぬのであります、之に反して大正八年度だけを先づ認めて置いて大正九年度は政府が責任を負うて出される時に協賛すると云ふことになりますれば、今から一年間に寄付金の高を確定して、それを豫算に計上して、恩賜金が如何程あつた、寄付金が如何程あつた、それで足りない所が是位であるから公債を募集するとすれば、誠に財源も明になる、而して何等學校を立てることの遲れることはないのであります、斯樣な次第で私共の申上げまするこゝとは、政府に於ても何も不便はないのである、又諸君の御心配になる學校の設備が遲れはせぬかと云ふことに付ても、少しも遲れる憂はないのである而して左樣に致しますれば、豫算の形式も正しくなる、議會が協賛をするのに假のものに協賛をすると云ふことでなくして、確定の案に向つて協賛をすることになるのであります、目であるから流用するかも知れないと云ふのでありますけれども、そこは即ち政府は目へ擧げて議會の協賛を受けられた以上は、政治上の德義とし變更は爲さるまいと思ふのであります、今は變更して吳れろと云ふことを注文するから政府は變更しやうと云ふのでありますが、ちやんと責任を負うて出て來た時に目である事は私共は滿足はしませぬが、一遍例を開かれた以上は其次にそれが前例になるから　或は目で出るでありませう、さうなつても其時に確定的の協賛をするのでありますから、そこで政治上の德義が生じて政府も之に異つたる施行をすることが出來ぬと云ふことになるから、此點に於て政府にも不便なし、議會はちやんと確定的の協賛をする、假定のものにして直しても宜いと云ふことになりましたならば、誰が責任を負うて行くか、政府は不確定なものだとして出して居る、責任を取らぬのであります、議會は假のもので決議をして居る、議會の決議は誠に權威のないものである、而して政府の一諮問機關なる委員の決定に依つて議會の意見を取捨して下されと云ふことは、實に是は貴族院の議決は權威を失ふことになる、私共は貴族院の議決なるものは權威を有たなければならぬ、確定したものに付て協賛をせなければならぬ、それと共に苟も協賛をした以上は貴族院の協賛の趣意に依つて政府は之を實行せなければならぬ、之を主張して居る者であります然るに希望條件を出して、是はいけぬから政府は其部下に於ける所の一委員會に諮問して適當に變へて下さい、斯う云うて此に決議をして置くと云ふことは、貴族院の決議に對して其有つべき當然の權威を有たぬと云ふことになるのであります、本員等が此會期の切迫したる場合に於て此豫算に對して、唯今申上げますやうな修正案を出した所以のものは、高等教育の設備に付て、整備に付て決して反對ではないのである、寧ろ是は大に贊成して居るのでありますが、併ながら貴族院が自ら議決したる議決に對して權威を失ふやうなことはせないが爲に、言葉を換

へて申上げれば、貴族院の體面を十分に維持するが爲に、此場合に於ては斯樣な修正を加へるの外已むを得ないと考へましたが故に、同志の諸君と共に此に修正案を提出いたしました次第でございますからどうぞ修正案に御贊成あらむことを希望いたします

〔子爵八條隆正君演壇に登る〕

○子爵八條隆正君　私は原案贊成の意見を申述べたいと思ひます先刻來教育家として常に尊敬を拂つて居ります所の高田博士又鎌田君並に財政家として又先輩として畏敬する若槻君よりして縷々反對又は修正の意見並に御贊成の御意見を拜聽いたしたのであります高田博士の反對の御意見に對しまして鎌田君よりして一應御反駁がありまして、其御反駁は私も或る程度に於て御同意であるのであります、高田博士の仰せには今日の現狀に於て日本の戰後經營に對して最も教育上に於て緊要なる事は國民教育の改善である、云ふ御意見であるんであります、是も誠に御尤な事と存ずるのでありますが、恰も鎌田君の仰せの如くに如何なる程度を以て國民教育の改善は出來たのであるか、此次には中等教育、更に高等教育に移るべき時期であると云ふやな事に付きましては誠に曖昧でありまするんであります、故に斯樣な事は學者の理想としては、教育家の理想としては誠に御尤な御考であらうとは存じまするが、吾々と致しましては最も實際的なる方面を考へなければならぬと存じます、今日の現狀に依つて見ますると云ふと我國の戰後教育上の施設と致しましては、私は是も高等教育の充實と云ふことを以て最大急務と考へるのであります、今日の現狀に於きましては、中學の卒業生が年々非常なる勢を以て增加するのであります、而して之を收容する所の高等教育機關なるものが、比較的其數が少いのであります、爲に其入學試驗競爭激烈を極めまして、之が爲に好學の士が志を得ずして呻吟せぬければならぬと云ふ有樣なんであります、入學準備の爲に彼等の非常なる刻苦勤勉をしなければならぬ、而して其試驗には不幸にして……

〔副議長侯爵黑田長成君議長席に著く〕

不合格になると云ふやうなことが往々にしてある、而かも其數は非常に多いのであると云ふ事になると云ふと、彼等は精神に於て非常に消耗し、身體も是が爲に虛弱になる、斯の如く身心の耗弱を來たすと云ふことは、果して國家の爲に利益でありませうか又更に考へて見ますると云ふと、中學の卒業生のみならず、中學卒業後に於て、高等の學校に入學しやうと思へば、其準備として更に中學に入學する時に方つても、最も高評なる成績の好い中學を選ばなければならぬ、是に入學するのには又非常な激烈なる競爭を要すると云ふ有樣である、從つて既に學問上に付て餘りに慾望のない小學の兒童までも、既に中學の入學試驗更に中學に這入つて後は高等學校入學準備の爲に競爭試驗の爲に强迫されて居るのであります、最も身體の發育すべき時期に於て、斯の如く精神上肉體上の苦痛を受させつゝあるのであります極めて慘憺たる有樣であると言はぬければならぬと考へるのであるます、此結果どう云ふことになるのでありませうか、第二の國民として、他日國の爲に大に活動すべき人間は、實に身體精神共に薄弱なるものとなるのであります、是は國家の爲に洵に痛嘆すべき事柄ではないでありませうか、更に先年來學制改革と云ふ事が問題になりまして、多年の研究の結果先程其成案を發表せられたのであります、即ち學制の改革と云ふのは修業年限の短縮である是は詰り元氣ある活動力ある青年を、早く社會に出さうと云ふ精神に出でたものであらうと云ふことは勿論であります、然るに折角其改正が出來たに拘らず、今日のやうな學校の不足でありまする云ふと、入學試驗の爲に不格になる者は、數年の間上の學校へ這入ることが出來ない、それが爲に制度の上に於ては修業年限は短縮されましても、事實上に於ては少しも學業を終る年限と云ふものは變らないと云ふ有樣になるのであります、のみならず學校の不足は漸次中學の增加に伴はないと云ふ有樣になると云ふと、却つて制度の改正前よりも、修業の時期が遲るゝと云ふやうな結果になるのであらうと思ふ、是等は學制を變更したる所の趣旨に副はぬものであらうと考へるんであります、斯樣な狀況でありまするが故に、今日の場合に於きましては、最も痛切に必要を感ずるものは、教育上に於きましては高等諸學校の增築擴張と言はぬければならぬと考へるのであります、隨つて高田博士の、先國民教育を充實する、之を先きにして而して高等諸學校の如きは、必要とは認めるが、順序としては後になるもの、或は拗くとも國民教育は高等教育の充實と共に並行すべきものであると云ふやうな御意見でありましたが、私の見る所に依りますると云ふと、今日の實情から考へて高等教育の機關を先づ以て充實する、而して其入學を容易ならしめ、青年をして元氣を失はざらしめると云ふことが、將來の國家の發展の上に於て、極めて重要なることであらうと考へるのである、戰後平和に入りまして各國と競爭する上に於て、最も肝要なる事柄ではなからうかと考へるのであります、此意味に於て、高田博士の御考とは稍々考を異にして居るのであります、即ち一年遲るれば國家の不利益は一年だけ多くなると云ふ風に考へまするに依りまして今回此豫算の提出になりましたに付て、本員は之に贊成を致したいと考へるのであります、次に修正の御意見が若槻君より出ましたのでありまするが、其御論は大正八年度に於て著手する所の學校は、其繼續費をも認めるが、九年度以後に於て之に著手する所のものは、遺憾ながら贊成は出來ないと云ふやうな御意見であります、其御論旨は主として豫算編成上の御論であらうと考へる、大局の上から見ますると云ふと、此御議論は洵に左程重大視すべきものではなからうと、吾々が目的を達する上に於きまして、別に深く考へなくとも宜からうと云ふ考を持つて居るのであります、大正九年度以後に於て著手するやうな學校の繼續費を、此際に於て認めると云ふことは甚だ不穩當ではないか、出す方も不穩當ならば、之に對して協贊を與へるのも亦愼重を缺くの嫌があると云ふ御意見でありましたが、若槻君自らが御引例になりました如く。現に其先例は鐵道特別會計に於てある、物は理窟は如何樣にも附くのでありまするが、鐵道線の工事の如きでも或は一線毎に切つて行つても、敢て差支なからうと考へるのである、唯必要は全體の計畫を立つたが爲に、其統一上後年度の分をも、豫め協贊を受けると云ふことに歸著するのであらうと考へます、鐵道以外に於きまして餘り例は無いやうに思ひまするが、例へば軍艦補充計畫の如きも同樣であらうかと考へるのであります、勿論軍艦の建造は、艦一隻每に目になつて居る譯ではありませぬ、併ながら實質上に於きましては、一々軍艦を拵へるのには、必しも前以て後年度に於て著手する軍艦の協贊をも得て置く必要はないのである、今年に於て著手する軍艦は今年度に於て協贊を求め又來年度に於て建造に著手する軍艦は來年度に至つて協贊を求めると云ふことにすれば毫も差支ないものであります、併ながら既に或る一定の方針の下に是だけのものを協贊を得て置く必要があると云ふ計畫に基きましたならば、又後年度に工事に著手する所の軍艦の豫算を協贊を得て置いても差支ないと私は思ふ、要するに此問題は計畫の立て方如何に依り計畫の目的如何に依つて定まるべきものではないかと考へるのであります、即ち其目的に依つて統一せられた計畫に付ては全部繼續費として協贊を求めても差支ないものではなからうかと云ふ考を私は有つて居るのであります、而して若槻君は大正八年度に於て著手する學校の分に付ては繼續費乙號をも協贊を與へ、而して九年度分並に九年度以後に於て著手するものに付ては、更に其年度年度每に豫算を以て請求すれば宜いと云ふ御話なのであります、是は勿論御尤もなことであつて、左樣に致して少しも差支はないのであります、のみならず左樣に致した方が理窟の上に於ては正しい……

〔議長公爵德川家達君復席〕

と云ふ考は私も有つて居るのであります、併ながら既に若槻君に於かせられましても大正八年度に請求する所の豫算に依つて出來る學校のみで以て滿足するものではない、尙ほ高等教育の擴張の爲には大正九年度以後に於て請求するものをも認むるのであるが、唯其手續を別々に、年度年度每にせよと云ふやうな御意見であるのであります、之に依りますると學校の增設と云ふものは大正八年度に著手するものだけでは滿足しない、後年度に於て著手するものを必要と認むるのである、と云ふ御意見であると云ふことは窺ひ知られるのであります、然らば私と致しましては、繼續費に付て前述の如き見解を採つて居るものとしますれば、若槻君に於かれても亦九年度以後に著手する學校の分に付ても、繼續費として請求せられても協贊を與へても少しも差支はないのではないかと云ふやうな考を起すのであります、のみならず玆に各年度每に切つて議會の協贊を求めるのと、之を一括して繼續費として協贊を求めると云ふことゝは、實際に於て如何なる差異があるかと云ふと、稍々其間には便否の差異があるであらうと考へるのであります即ち各年度每に切れば其年度に於ける財政の狀態如何に依つて、或は本來ならば其時に……其年度に於て出したい、或は又出したが適當である計畫をも、財政の都合上出し得ないと云ふことも起り

易いのであります、然るに繼續費として議會の協賛を得て置けば、後年度に至りましても、其分に付ては既に確定いたして居るものでありまするが故に財政計畫に於ても其學校の增設は、謂はば優先權があると云ふやうになる結果にならうと考へるのであります、で吾々が學校の創設擴張を切に希望する上から申しますれば、此豫算は矢張り繼續費として請求して貰つた方が、吾々としても其目的の遂行を望む上に於ては喜ぶべきことであるのであります、文部省は從來の例に依りますれば比較的政府の各省の間に於きまして冷遇を受けて居つたものである、動ともすると云ふと文部省の計畫は閣議に於いて認められなかつたものである、然るに時勢の要求とは申しながら、今日の如く一度に驚くべき……、驚く必要はないのでありませうが、從來の例から見れば驚くべき多數の學校の增設を此の際一氣に計畫されたと云ふことは、謂はゞ文部省としては大出來なる事柄であらうと思ふのであります、併しながら時勢の推移は又他日如何に變化するかも知れないのであります、其場合に於きまして若しも今日に於て此全計畫を認めて置いたならば、吾々の希望する所の學校の創設は出來たであらうものを、此修正說の如くするに依つて年度年度に打切ると云ふことになりましたならば、或は時と場合に依つては吾々の希望を達することが出來ないかも知れぬと云ふ虞があるのであります、故に若槻君の御說は理論としては私は最も敬服して伺ふのであります、併ながら之を實際に行ふ上の便否の問題と致しましては、矢張り繼續費として置いた方が吾々に取つても、吾々の希望を達する上に於て都合が宜いと云ふ考を有つのであります次に歲入の點に付きまして、詰り學校新設、增設の財源に付きまして色々先ほどより御意見がありました、併ながら、鎌山君は公債財源に依ることは不可ではないと云ふやうなる御意見のやうに伺ひました恰も私の所感と其見解を一にして居るのであります財政家は動ともすると學校增設の如きものは、決して生產的事業ではない、生產的事業に非さるが故に斯の如きものを公債財源に依ると云ふことは甚だ宜くないことであると云ふ意味で以て、公債財源を否認せられるのであります、而して其結果是等は經常歲入に依つて、普通財源に依つて支辨すべしと云ふ御意見に歸著するのであります、併ながら國家の經費なるものは年と共に膨脹するものであります、殊に況や此際は時局の際であり、而かもそれは時局轉換の際に遭遇するのでありまするが故に、其前途の見極めは容易に付き兼ねるのであります、例へば現に我國に於きましても此時局が平和になりますれば直ちに現在ある所の臨時事件豫備費の始末を付けぬければならぬのであります、臨時事件豫備費は其內容は遺憾ながら甚だ廣義に解釋されて居るのであります、吾々から見ると云ふと從來臨時事件の豫備費の中から支出すべからざるものであると思はれるものも、時局關係と云ふ意味を以て臨時事件豫備費から支出されて居るのであります、其報いは今年平和克復になりますれば忽ちやつて來るのであります、即ち臨時事件豫備費の中には物價騰貴に基く經費の增加とか、或は戰時臨時手當、官吏に對する臨時手當の如きものをも含んで居るのであります、是等のものは臨時事件豫備費を廢しますと同時に、經常歲出となるべきものであるのであります、物價騰貴は時局終りました後に於ても、決して低落するものではなからうと考へる、直接戰爭に關したるものは、或は低落するでありませう、併ながら一般の物價は左ほど著しき低落を見るものではないと考へるのであります、其推測は恐らくは事實であらうと思ふ、日淸日露の戰爭の後の有樣を見ましても亦同樣であつたのであります、國力が發展し、國富が增進し物價が膨脹して居ると云ふ現在の狀況でありますが故に時局終りました所で、決して著しき低落を告げると云ふことはなからう、即ち今回の戰役を以て物價は又一階梯をなして騰貴して往くべきものであらうと云ふ考を有つたのであります、左すれば戰後に於ける經費は決して收縮しないものであらうと考へるのである、隨つて官吏の臨時手當の如きも、是は言ふまでもなく增俸となつて形變へると云ふだけに止まるのであらうと思ひます即ち臨時事件豫備費を廢します時に於てもそれはそれだけの額を殆ど全部に近い程の額を經常費として形を變へて往くと云ふ結果になるのであらうと考へます、然るに臨時事件豫備費の財源であつた所の戰時利得稅なるものは平和克復の年と共に廢せられると云ふ譯である、斯樣な事情でありまするが故に先般來豫算委員會に於ても、或は分科會に於ても、色々の質問か出て、一體平和克復の後に於ては如何に財政を整理して往くか、或は戰時利得稅の廢せられたる後には如何なる財源に依て賄つて往くかと云ふやうな質問もあつたのであります、或は又增稅の計畫等は無いかと云ふやうな質問もあつたのであります、即ち一部に於ては今日既に增稅の必要はありはせぬかと云ふ懸念を有つて居るのであります、此質問に對しましては大藏大臣は別に增稅をせないと云ふ御意見は無かつたのであります、斯樣な次第でありまするが故に、現に大正九年度以後に於きまして、政府の豫算委員會に於て提出せられました、歲入歲出概計表を見ますと、年々約一億圓に近き剩餘金を生ずるやうな表の面になつて居りますが、果して是はどうであらうかと云ふ疑を有つのであります、又政府に於ても大正七年度の剩餘金なるものは約二億圓を生ずる見込であると云ふ說明でありまするが、それは此臨時事件豫備費の戰時臨時手當、或は物價騰貴に基く廳費、雜費、雜給等の諸費其中の大部分は是から充當される、而して其他のものは戰後經營に要する各種の財源となると云ふ風に說明せられるのであります、是は尤なる事柄と考へるのであります、少くとも此際左樣なる剩餘金等の生ずる事を以て經常歲入を當てにして學校增設の計畫すると云ふ事は、稍々不安であると言はねばならぬと考へるのであります、少くとも向後增稅等の虞はありませぬかと云ふ場合に於て、經常歲入に依つて學校增設をしやうと云ふことは甚だ考ふべき點ではないかと思ふのであります、大正六年度の剩餘金なるものは、現に三千萬圓餘あるのであります、即ち大正七年度又は大正八年度の財源として支出いたしました殘りが政府當初の計畫より以外に多く殘つて現に三千餘萬圓を存して居ると云ふ勘定になるのであります、併ながら此三千萬圓餘の剩餘金からして是で以て學校の增設の財源にしたら宜いじやないかと云ふやうな議論に至つては、私は贊成し得ないのであります、即ち現に存する所の剩餘金を以て、公債の三千四百五十五萬圓に替へると云ふ意見なのであります、併ながら現に存する所の剩餘金を以て向後數年間に涉る所の經費の財源にすると云ふことは如何なるものであらうかと云ふ考を有つて居るのであります、過去大正七年度の豫算を議するに方りまして、前內閣の當初の增稅計畫が議會に於て變更せられました爲に、政府は現に存する所の剩餘金を以て其不足に充當すると云ふことになつたのであります併ながら是等は誠に一時の變態であらうと私は考へるのであります、決して此前例があるかと云つて何時も此例を追ふ譯には往かないのであります、のみならず、今日の時局は如何なる變化を生ぜぬとも限らぬと云ふ際であります、大正七年度の剩餘金は、今年の夏頃に至らざれば、決算期に至らざれば之を使用することは出來ない、其以前に於ては尙ほ若干の費用の場合に於ける財源を有して居ると云ふことは、極めて必要なることゝ考へるのであります、左すれば、既に生じたる所の剩餘金を以て學校增設の財源とする事も出來ない、又將來生ずる所の剩餘金を以て學校の設立の財源にする事も出來ない、斯樣な事情でありますから、結局は公債に依るの外はないと考へるのであります、公債に付ては先程來高田博士と云ひ或は若槻禮次郎君と云ひ學校增設の如き不生產的の事業に向つて公債を以て支辨すると云ふことは、甚だ前例も無いし、面白からぬことであると云ふやうな御意見であつたのであります、兩君の御說は、詰る所殖產的事業、營利的事業に非ざれば、公債を發行することを得ずと云ふ御解釋であらうと考へるのであります、併ながら此議論は餘りに偏狹なる御考ではなからうかと考へるのであります、殖產的事業、營利的事業に非ざれば、公債を財源となすことを得ずと云ふ御考は、畢竟するに其事業に依つて益金を生ずる、其益金を以て公債の元利の支拂が出來ると云ふ譯であるからして、國民の公債費負擔と云ふものは、事實に於て無いのである、故に公債財源に依つても宜いと云ふ御意見に歸著するのであらうと思ひます、即ち生產的公債は宜いが、不生產的公債は惡いと云ふのは、公債費負擔の問題であらうと思ひます、併ながら公債費負擔と云ふことは……併ながら生產的公債に非ずと雖も、或るものに依つては公債財源に依つて毫も差支ないものもあるだらうと考へます、即ち前刻來高田博士か御批難になつたやうに思ひますが、道路であるとか、橋梁であるとか、或は築港であるとか云ふものに對しましては、是等のものは別段收益を生ずるものではありませぬけれども、併ながら是等のものは結局の所、國力を增進し、產業を助長し、それか爲め國富を增進し、國民の所得を增加する結果になるのであります、又軍艦製造の如き、是等は過大なる所の數量の軍艦を造ると云ふことは不生產的で

はありまするが、國防の爲に絕對的必要の範圍內、或は商業を保護する目的の程度に止まる軍艦の製造は、又是一種の生產的のものと言つて差支なからう即ち軍艦の保護に依つて商業の發展を來たし、貿易の增進を致し、それが爲め國富を增進すると云ふやうな結果を齎すものであります、即ち是等のものは事實其ものより直接に收益を生じませぬが、一般に國民の富を增しまするが故に國民の公債負擔力はそれが爲め大に增加するのである、でありまするが故に比較的容易に公債を負擔する力を生ずるものであると云へるのであります、教育も亦之と同樣でありまして、教育なるものは實に國民の能力を增進する國民の生產力を增進するものでありまするが故に、從つてそれが爲め公債を發行いたしました所が別段禍を將來に遺すものではない、此公債に依りて教育をせられた者が、それに依つて自己の所得を增し、而して國民一般の共富を增加いたしまするが故に、形に於ては租稅等の形式に依りて公債を負擔しなければならぬけれども、其租稅たるや易々として負擔し得るの事情であると考へるのであります、例へて申しますれば、卑近なる例でありまするが、個人の私經濟に於ける學資金のやうなものであると考へます、若し人あつて營業の資本は收益的であるから、他人から借金をして事業をやつても差支ない、併ながら學資金なるものは子供を教育した所で之に依つて其借金の利子、元金を償還することが出來ないからして、學資金を借金に依つてやる、教育は借金に依つてやるのは嫌だと云ふので、教育を全然やらなかつたら如何なる結果を生ずるでありませう、即ち此學資金なるものは結局は其子弟の能力を增進して而して家庭の收入を增すと云ふ結果を生ずるものであると思ふのであります、教育費は結局する所國の學資金、國家の學資金に相當するものではなからうかと云ふ考を有つて居ります、のみならず學校を公債に依つて設置した例は往々ある、例へば濠洲の如き、公債は一時非常なる多額に上つて、公債費負擔なるものは世界列國の中、殆ど第一位を占めた、併ながら其公債の內容は或は土木費であるとか、或は學校の增設であるとか、云ふやうなものでありましたが爲に、公債は其額巨額に上りましたけれども、併ながら國民に負擔力がありましたる故に、少しも國運の發展を妨げなかつたのであります、印度に於ても亦然りと言はれなければならぬと存じます、斯樣なる譯でありまするが故に苟くも學校の增設は公債に依るべからずと云ふが如き御論は、餘り偏狹なる御論、算盤高い御議論であると私は考へる、併ながら如何に教育費を公債に依つて支辨すると云ふことを辯護する價値があると致しましても、程度のあることで、其程度を越えたる公債財源は結局は不生產的に使用されると云ふ結果になるのであります、要は歸する所程度問題であらうと思ひます、此事たる公債に依ることを以て、寬大に御許しになる所の彼の生產的公債と稱するものであつても亦同樣である、生產的公債と雖も其運用……事業の運用を誤り其收益の少いと云ふやうな場合には、即ち利子を支拂ふにも至らないやうなことが動ともすると起り易いのであります、又事業が全然失敗に歸したる場合の如きは表面上殖產的公債、生產的公債と言はれるものでありましても、實は結局甚だ不生產的であつたと云ふことになると同じやうに、教育費の如き辯護すべき公債でありましても、其程度を越えたる場合に於て、是亦越えたる部分に付ては不生產的であると言はなければならぬ、所が今回の學校增設の計畫なるものは、增設其ものは極めて必要なることなるのみならず、其程度も亦過大であると言ひ得ないのであります、即ち大正十三年までに至る間に於ては、出來たる學校に收容する者は大正十四年度に於ては中學卒業生の見込數二萬人に對して……三萬人に對して二萬人を收容するに止まるのであります、即ち大正十四年に於ける中學卒業生の三分の二を收容する見當で以て計畫されてあるのであります、此位の計畫は決して私は多大なものである、過大なものであるとは思はないのであります、或は時と場合に依つては將來是れ以上の學校の增設を必要とする時機に遭遇するやも知れないと考へるのであります右樣の理由でありまするが故に生產的公債に非ざれば、公債財源に依ることは不可なりと云ふ如き御議論には贊成し得ないのみならず、此學校の增設は公債財源に依ると云ふことは差支ない、而して其程度も此位のものならば强ち批難すべきものではないと云ふ考を有つて居ります、右樣なる理由に依りまして、先づ本回の增設計畫は目下の社會の事情に於て適切なる計畫である、而して之を公債財源に仰ぐと云ふことは必しも不可なし、併ながら如何に生產的公債と雖も、亦教育費の如き間接生產的公債と雖も公債を募集するが宜いか公債財源に依らないが宜いかと云ふ議論に至りましては、成るべく公債に依らないのを可とすると云ふに外ならぬのであります、而して政府は將來寄付金があつたならば、其寄付金に相當する額だけは公債を發行せずして濟むと云ふやうな說明がありまするが、故に此公債起債額なるものは法律に現はれて居る三千四百五十餘萬よりは尙ほ若干の減少を來すと云ふ見込があるのであります、故に如何なる方面より考へましても、此豫算の原案に對して私は贊成の意を表するものであります

「伯爵吉井幸藏君發言の許可を求む」

○議長（公爵德川家達君）　吉井伯爵は何ですか。

○伯爵吉井幸藏君　私は討論終結の動議を……

○議長（公爵德川家達君）　唯今大藏大臣が發言を求められました、高橋大藏大臣。

「國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る」

○國務大臣（男爵高橋是清君）　私は此際豫算に付きまして若槻君の御說がありましたに付て此に一言辯じやうと考へるのであります、大體に於て此學校の創設擴張の經費として、公債若くは借入金に依ると云ふことは不贊成であるが、此場合に於て或る一部だけは已むを得ぬと認むるのでありますと云ふことで、其根本に於ては其財源を公債又は借入金に仰ぐのがいかぬと云ふ御趣旨であります、而して公債は必ず直接の利益を生ずるものに用ふべきものである學校の如き直接利益を生ぜない所のものに向つて公債を募つて其金を使ふと云ふことは宜しくない、從來さう云ふことは洵に堅實なる財政家の意見として何れの國に於ても尊重せられたるものである、今日私と雖も其點に於ては若槻君と少しも變らないのであります、併ながら此歐羅巴の大戰以來世界中如何に此財界のことが變りましたらうか、英國の如きは貿易を奬勵する爲に、或は金融機關を助成する爲に或は米國に於きましては職業に離れたる勞働者を保護する爲に、何れも公債に依つて金を得て今日の時勢に相當したる所の施設の爲して居るのであります抑々今般此の如き高等教育機關の創設及擴張に對して大計畫を爲すに至つたのは何故でありませうか、從來普通の財源に依つて必要なる機關を設備して行くので何れも、いつの時に依つても財政の都合に依つて十分な擴張創設が出來ない爲に、此に今日は數萬の中學卒業生が方向に迷つて前途光を見ぬと云ふやうな狀態を現はし來つて居ります、今度尙ほ此機關の設備に付て矢張り從前の如く一般歲入に依つて支辨して行くと云ふことになつたならば、此計畫を達成することは不可能となることは明かなことである、それ故に目下の狀況に於て此收容の場所の無くして方向に迷ひ苦しんで居る所の青年を救濟する爲に、十分に其機關を一刻も早く備へることの必要は國として忽るべからざることと考へて、此計畫を立てた爲に、一時に此大計畫を立てなければならぬことになつたのであります、而かも此計畫は左樣な譯で一貫した計畫であるのであります、而して御下賜金を始め公債又は借入金の如き共通一體の財源を以て支辨するに非ざれば目的を達することが出來ないのでありまするからして、豫算の形式に於きましては從來と……總豫算に揭げてあるのとは違つて、事務費、新營及設備費、教官の養成費と云ふ項を三つにして、あとの學校は悉く之を目にしてあるのであります、斯樣な例は僅か委員會に於ても申上げましたと思ひまするが、治水事業費に於きましてです、其例が丁度同じやうな例があるのであります、即ち、內務省所管の臨時部に於ける第二款の治水事業費と第三款にある河川改良費との關係が、丁度此總豫算に載つて居る所の高等學校の形式と、今度追加豫算に出しましたる所の學校計畫の豫算の形式と似て居るのであります、即ち治水事業費に於きましては一括したる矢張り計畫になつて居ります、それ故にそれは一つの款として取纏めてあります、而して其款の次に項としては事業費、河川費、砂防費、斯う三つの項になつて居りまして、利根川以下の十七の川は、皆此修繕費と云ふものは河川費の項の中に目として計上せられてあるのであります、併ながら河川改良費に於きましては千曲川改修費とか多摩川改修費とか云ふやうに、各々箇々別々の計畫として揭げてありまするから、是は項になつて居るのであります、總豫算に於て出て居りまする所の高等學校等は各々別々の計畫として是は取扱ふことの出來るのであります、丁度唯今申した千曲川の改修費又は多摩川の改修費と同じやうなことであります、併ながら此追加豫算に請求してありまする所のものは、前に申上げました治水事業費と同じであります、而かも其項は事務費、新營及設備費、教官養成費と此三項

になつて而して其學校は目に掲げてありまするので丁度利根川以下の十七川が目に掲げてあるのと同してある、是は畢竟共通一體の財源を以て支辨するのでありまするからして、此の如くすることを以て最善としたのであります、又形式に付て續いて繼續費となつて目に提げてあるからして、政府は之を勝手に變へることが出來る、貴族院が茲に提出してある所の乙に依つて協贊を與へ、而して政府は之を勝手に變へることが出來る、協贊を經ずして出來る、斯う云ふ御論のやうでありましたが、是は若槻君は財政に精通せられて居る御方にも似合はぬ、左樣なことは出來ないのであります、矢張り鐵道でも同じことで、決議通りにするのでありますから、若し線路を變へる時には、新たに其計畫を掲げて、以て議會の協贊を經なければ、勝手次第に變更の出來ないことは無論御承知でなければならぬことであります、故に茲に掲げてあります所の目と雖も、之を變更する場合に於ては、茲に出て居ります所の甲の形式と乙の形式と出て居りますが、此甲の形式に於て矢張り變更したものが附いて出るのである、其時に矢張り協贊を經ることになるので、然らざれば決算の方に於きまして、是は會計檢査院に於て許すことではないのであります、苟くも計畫を變へた以上は、其計畫を變へたことを項に掲げて、一々議會の協贊を經る手續になるのでありますからして、若槻君の言はれた如く政府が勝手次第に之を變へることが出來ると云ふことは、誤解であると考へます、此段辯じて置きます。

○若槻禮次郎君　大藏大臣に御尋ね致しますが、唯今の御演說に依りますと、總豫算に掲げてあるのは是は別々に整理すべきものだが、追加豫算に掲げてあるものは、一括したものだから目にしなければならぬと仰しやつたのでありますが、總豫算に計上してあります、第十三、第十四、第十五の高等學校は是は別々に整理しなければならぬのである、追加豫算にある所の第十六、第十七、第十八、第十九、第二十の高等學校は、是は一緒に整理しなければならぬと云ふのは、どう云ふ理由でありませうか、先づ一つは是、今一つは河川の改修の費用は財源が特定してあると仰しやつたが、どう云ふ財源が特定してあるのでありますか、是が第二、それから治水費は是は利根川なら利根川、阿武隈川なら阿武隈川と確定してあると云ふことは御承知でありませうが、今度の學校、諸學校の設備云々は、是は既に文部大臣も公私立學校の發達如何に依つては變へると云つて居られる、確定して居ない、又貴族院の豫算總會に於ける注文に依れば、どうぞ變へて下さいと云つて居るのであつて、總理大臣は同感であるから左樣いたすと言つて居られる、即ち是は確定して居ないのであります、其差別は如何御覽になつて居るのであるか、最後には目であつても變へた時には協贊を求めると仰しやるが、どうして御求になるのでありますか、議會の協贊と云ふものは、目に付ては協贊して居ない、乙號と云ふものを御覽になつても、甲號を御覽になつても、唯款項だけはある、之に付て議會の協贊を與へて居るのでありますが、其內の目に變更のある時に、どうして議會に向つて、どんな豫算を作つて議會の協贊を經るのでありますか、私の了解する所に依れば、會計法に款項は流用することを得ずとだけ書いてあつて、目のことは無いと存じて居りますが、專ら大藏大臣は私が誤解して居るやうに仰しやつたが、どう云ふ點を誤解して居るのであるか、御教示を願ひたい。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　第一は何でございますか。

○若槻禮次郎君　もう一遍申します。

○國務大臣（男爵高橋是清君）　ちよつとで宜しうございます、何でございます。

○若槻禮次郎君　もう一遍申します、御演說中の…

○國務大臣（男爵高橋是清君）　あゝ分りました、宜しうございます、總豫算に於て掲げてある學校は、箇々別々に取扱ふ、今度のは何故さう云ふ扱をしないのか、其理由はどこにあるか、斯う云ふ御尋ね…

○若槻禮次郎君　さうではないのであります、大臣の御演說が總豫算に掲げてあるものは、別々に整理しなければならぬものだから項にして置いた、追加豫算のものは一括してあるものだから目にしたいと仰しやつた、それは私の論ぢやないのですよ、大藏大臣からさう仰しやつたから、それで私は同じ高等學校でありながら、十三から十五までは別々に整理しなければならぬが、十六から二十までは一緒にしなければならぬと云ふのは、どう云ふ譯でありませうかと、斯う大臣の御演說に付て私は疑を懷いた。

○國務大臣（男爵高橋是清君）　分りました、豫算の總豫算に掲げてありますものは、別々に取扱ひ得るのであります、然るに此追加豫算で出しましたものは、段々文部大臣も申される通り、是々の學生を收容すると云ふことが目的である、其機關を茲に纒めて作るのでありますから、豫算の許す範圍內に於て年々一つづゝ建てゝ行くもので、是は別々に取扱ふことが出來まするが、是は一つに收容する目的から起つた計畫でありますからして、分つことは出來ないのであります、それで其取扱が別々になつて居るのであります、それと前申しました、斯樣に一貫したる所の計畫に對して、共通の財源を以てするのでありますからして、今の河川法に依つてあう云ふ形式を採つたのであります、而して河川法の財源の御尋であります、是れは御承知でせうが、地方の納付金が主なる財源になつて居る、それから最後は何ですか。

○若槻禮次郎君　最後の前に唯今の御話でちよつと未だ伺はねばなりませぬが、總豫算に上つて居る高等學校は何も收容を爲さらぬ、追加豫算の方は收容する爲にやるのであるが、總豫算に上つて居るものはさう云ふ目的はないのでありますか、私は高等學校を御建てになる以上は、今日入學をしたくて試驗を受けて落第して居るものが澤山ある、それは一つは學校の設備が無い爲にさうなつて居るのであるから、之を收容する爲に御建てになることゝ思つて、總豫算の十三から十五までのは無論宜しい、今回の十六から二十までも無論宜しいと思つて居るのであるが、大藏大臣は追加豫算の方のは收容なさるが、總豫算の方は收容なさる御積りでないやうな御話でありますが、どう云ふ譯でありますか。

○國務大臣（男爵高橋是清君）　總豫算に上せてあります學校は、從前の例には倣つて溢れて居る學生の一部を收容する機關には無論なつて居る、併し之を束ねて一つの計畫としましたのは、六年を期して中等卒業生を剩す所なく收容すると云ふのが、計畫の目的でありますから、總體を收容するのと、出來るだけ一部でも收容すると云ふだけの違ひであります最後のは思出しましたが目のことの御話であります是は御承知の通り成程項の形に於て豫算を出しまして協贊を仰ぎますが、其變更になつた場合には、必ず其說明書に於て變更のことは副へて出すのであります、從つて此總豫算を出します時には、どう云ふ變更があつたとか、斯う云ふ變更があつたとか云ふことは、議院に於て十分に承知せられるので、承知されて此項の形に於て協贊を與へられるか、或は否決せられるか、斯う云ふことになるので、其事を申上げたのです。

○若槻禮次郎君　第一の御尋に對する大藏大臣の御說明は誠に妙な御說明でありますが、此以上は御尋ね申上げませぬ、唯最後の分に付て參考に付けて出して居るから、變更する時に又付けて出すと仰しやるが、參考に付けて出してあるもののみ變更された時にはどうして豫算を御出しになるか、款項は動かぬのであるから、議會に御出しになる機會がないと思ふ、參考に付いて居るものは矢張り議會の協贊、款項に依つてやるのであるから、款項を御動かしになつて議會に向つて改めて御協贊を御求めになる場合は私はないと思ひますが、款項を付けて出すと仰しやるけれども、何に付けて御出しになるか。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　每年其年度限り豫算の協贊を經る時に當つて、目に例へば九年度に於きまして今度協贊を經る場合に……九年度の計畫が變はりますれば目に於て變ることもありますが、即ち九年度の豫算の變はる理由を說明して其事は必ず議會の協贊を經ることになるのであります、其事を申上げたのであります。

○議長（公爵德川家達君）　吉井伯爵から唯今討論終結の動議と云ふ御辭を承はりましたが、それは聊か規則に牴觸して居ると思ひます、併し發言者が無ければ自然の終結と考へます、念の爲め申述べて置きます、是の採決のことに付て念の爲め申上げて置きたいと存じます、唯今問題に供しますのは若槻禮次郎君より提出せられました乙號豫算に對する修正案之を問題に致します、此採決に付て記名投票を以てすべしと云ふ要求か出て居ります、故に記名投票を行ひます……念の爲め諸君に申上げて置きますが、若槻禮次郎君の修正案に同意の諸君は白色票、反對の諸君は靑色票を投票函に御投入を請ひます、例に依りまして議席へ投票を受取りに書記官を差出します。

〔書記官投票を取集む〕

○議長（公爵德川家達君）　投票漏はございませぬか

……投票漏なしと認めますから、投票の計算を致させます。

〔書記官投票を計算す〕

○議長（公爵德川家達君）　記名投票の結果を御報告に及びます、投票總數二百七十六、白色票を投じたる者、即ち若槻禮次郎君の修正說を可とする者七十、靑色票を投じたる者、即ち修正說を否とする者二百六、故に修正說は否決せられました。

〔參照〕

贊成　七十名

反對　二百六名

贊成者氏名

侯爵德川圀順君　侯爵細川護立君
侯爵佐竹義春君　侯爵佐々木行忠君
伯爵津輕英麿君　山脇玄君
男爵小澤武雄君　子爵松平乘承君
子爵加藤高明君　男爵杉溪言長君
荒川義太郎君　折田彥市君
男爵村木雅美君　男爵坂本俊篤君
男爵西紳六郎君　男爵太秦供康君
男爵阪井重季君　男爵阪谷芳郎君
男爵新田忠純君　男爵平野長祥君
男爵山內豐政君　男爵毛利五郎君
男爵德川厚君　男爵千秋季隆君
男爵北大路實信君　男爵斯波忠三郎君
男爵眞田幸世君　男爵伊丹春雄君
男爵長松篤棐君　男爵本田親濟君
男爵楠本正敏君　男爵福原俊丸君
男爵永山盛興君　男爵橫山隆俊君
男爵黑田長和君　男爵島津久賢君
男爵岩倉道倶君　男爵赤松範一君
男爵今園國貞君　男爵藤村義朗君
男爵二條正麿君　男爵小畑大太郎君
男爵調所恒德君　男爵辻太郎君
男爵東鄕安君　男爵矢吹省三君
男爵岩佐新君　男爵寺島敏三君
男爵高崎弓彥君　谷森眞男君
何禮之君　中島永元君
仁尾惟茂君　若槻禮次郎君
高田早苗君　鍋島桂次郎君
菅原通敬君　伊澤多喜男君
高橋作衞君　西久保弘道君
江木翼君　湯淺倉平君
大村彥太郎君　鈴木揔兵衞君
野々村久次郎君　石橋謙二君
矢口長右衞門君　土田萬助君
大森慶次郎君　富永猿雄君

反對者氏名

侯爵黑田長成君　侯爵德川賴倫君
侯爵蜂須賀正韶君　侯爵花山院親家君
侯爵廣幡忠隆君　侯爵木戶幸一君
伯爵萬里小路通房君　伯爵吉井幸藏君
伯爵松木宗隆君　伯爵廣澤金次郎君
伯爵大木遠吉君　伯爵柳原義光君
伯爵川村鐵太郎君　伯爵副島道正君
伯爵林博太郎君　伯爵松平賴壽君
伯爵兒玉秀雄君　伯爵小笠原長幹君
伯爵堀田正恒君　子爵伏原宣足君
男爵野村素介君　男爵高平小五郎君
服部一三君　子爵藤波言忠君
平山成信君　子爵唐橋在正君
子爵一柳末德君　子爵大宮以季君
子爵靑山幸宜君　子爵山口弘達君
子爵鍋島直虎君　子爵土方雄志君
子爵京極高德君　子爵松平康民君
子爵久留島通簡君　子爵本多實方君
子爵舟橋遂賢君　子爵勘解由小路資承君
子爵本多忠敬君　子爵藤谷爲寬君
子爵樋口誠康君　子爵稻垣太祥君
子爵毛利高範君　子爵東坊城德長君
子爵松平直平君　子爵松平直德君
子爵靑木信光君　子爵冷泉爲勇君
子爵牧野忠篤君　子爵酒井忠亮君
子爵永井尙敏君　子爵伊集院兼知君
子爵五辻治仲君　子爵細川立興君
子爵前田利定君　子爵櫛笥隆督君
子爵森淸君　子爵西大路吉光君
子爵井上匡四郎君　子爵五條爲功君
子爵榎本武憲君　子爵京極高備君
子爵京極高義君　子爵今城定政君
子爵水野直君　子爵吉田淸風君
子爵大給近孝君　子爵本多忠鋒君
子爵豐岡圭資君　子爵藪篤麿君
子爵秋月種英君　子爵伊東祐弘君
子爵片桐貞央君　子爵大河內正敏君
子爵堤雄長君　子爵白川資長君
子爵野村益三君　子爵池田政時君
子爵丹羽長德君　子爵米津政賢君
子爵淸岡長言君　子爵八條隆正君
子爵立花種忠君　子爵新庄直知君
子爵小笠原勁一君　子爵西尾忠方君
子爵大浦兼一君　子爵竹屋春光君
子爵板倉勝憲君　子爵米倉昌達君
淺田德則君　小野田元熈君
男爵石黑忠悳君　高崎親章君
男爵山中信儀君　阿部浩君
松室致君　大山綱昌君
北里柴三郎君　大澤謙二君
男爵山根武亮君　男爵山川健次郎君
男爵冲原光孚君　男爵村上敬次郎君
有松英義君　小牧昌業君
黑岡帶刀君　江木千之君
男爵山內萬壽治君　和田彥次郎君
柴田達門君　河村讓三郎君
男爵宇佐川一正君　男爵高千穗宣麿君
石塚英藏君　男爵西村精一君
小松謙次郎君　山本達雄君
岡野敬次郎君　男爵名和長憲君
大谷靖君　岡喜七郎君
古市公威君　內田嘉吉君
男爵神田乃武君　男爵田健治郎君
男爵武井守正君　男爵內田正敏君
男爵藤井包總君　男爵山內長人君
岡田良平君　福原鐐二郎君
荒井賢太郎君　男爵南岩倉具威君
中村是公君　水野錬太郎君
上山滿之進君　男爵小早川四郎君
男爵竹腰正己君　男爵高橋是淸君
男爵若王子文健君　男爵船越光之丞君
男爵安場末喜君　男爵坪井九八郎君
男爵中島久萬吉君　男爵黑川幹太郎君
男爵神山郡昭君　男爵淸水資治君
男爵安藤直雄君　男爵藤堂高成君
男爵池田長康君　男爵藤田平太郎君
石井省一郎君　三宅秀君
湯地定基君　原保太郎君
藤田四郎君　鮫島武之助君
石黑五十二君　高橋琢也君
石渡敏一君　澤柳政太郎君
加太邦憲君　阪本釤之助君
福永吉之助君　橋本圭三郎君
倉知鐵吉君　山之內一次君
木場貞長君　古賀廉造君
磯部四郎君　杉田定一君
和田維四郎君　室田義文君
安樂兼道君　安立綱之君
南弘君　田所美治君
岡田文次君　市來乙彥君
永田秀次郎君　大谷嘉兵衞君
江原素六君　大坂金助君
八木久兵衞君　伊藤傳七君
佐藤友右衞門君　鎌田榮吉君
田中源太郎君　竹村與右衞門君
伊丹彌太郎君　二階堂三郎左衞門君
中村圓一郎君　藤本閑作君
高橋源次郎君　西川甚五郎君
安田善三郎君　田中淸文君
勝田銀次郎君　平尾喜三郎君
竹內權兵衞君　高橋隆一君
三木與吉郎君　島定治郎君
成淸信愛君　櫻井伊兵衞君

○議長（公爵德川家達君）　乙號、原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、次に問題に供しますのは、三頁の豫算と申す所、並に甲號全部を問題に供します……全部原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、十五分間休憩を致します。

午後三時三十三分休憩

午後三時五十四分開議

○議長（公爵德川家達君）　是より先刻に引續きまして會議を開きます、日程第三、衆議院議員選擧法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續委員長報告、侯爵德川賴倫君。

衆議院議員選擧法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月二十四日

右特別委員長 侯爵德川　頼倫

貴族院議長公爵德川家達殿

〔侯爵德川頼倫君演壇に登る〕

○侯爵德川頼倫君　唯今議題に上りましたる衆議院議員選擧法中改正法律案の特別委員會の經過並に結果を御報告申上げます、本案は去る十日に本會議に上りまして、翌十一日に委員會を開會いたしまして正副委員長の互選を行ひ、委員長に私、副委員長に清棲伯爵が當選せられまして、引續き審議に移りまして、回數を重ねますこと七回、昨日終了を致したのでございます、本案に付きましては提出の當時內務大臣より詳細に御說明になつて居りますし、今日は會期の切迫の折でございますから、極く簡單に申上げやうと考へて居ります、併ながら此改正案の要點は選擧擧の擴張、選擧區制の改正、即ち小選擧區の採用でございます、又補缺選擧の規定、罰則、別表の改正、五つの要點になつて居ります、其五つの中にも選擧權擴張並に選擧區の區制改正が主なる要點になつて居ります、選擧權の擴張に付きまして之に反對せられます……いや其前に申上げますが、一回から六回まで總體の質問並に各條に付きましての質問がございました、又委員外の方からも質問をせられました次第でございます、選擧權擴張に付きまして反對せられます方の重なる要點を申上げますれば、本案に規定せられる如く擴張することは、却つて有權者に對して選擧人たる資格を與ふる方法としては公平を得ると云ふ譯にならぬのである、又三圓と云ふ此の直接國稅のみならず、地方稅をも加へる必要があるから此の二點の爲め、公平を得ると云ふことにはまだ研究の餘地があると云ふのが重なる要點でございます、別表の方に付きましては贊成者も又反對者も共に完全なる……案であると云ふことは一致されて居りますけれども、併ながら今日之れを如何にすれば完全なるものが出來ると云ふ場合でもなし、又反對者の側からも修正案……修正と云ふやうなことはございませぬでございました、原案に對しましては贊否兩說がございましたが、其反對をせられます論者の要點を申上げますると大選擧區を存置する方が優等なる人物を選出することが出來る、又少數の代表者を出すと云ふ便があると云ふのであります、次に選擧の競爭を緩和するやうなことが大選擧區に於てはある、次に經費の點に於て、小選擧區は競爭が激烈になり、或は經費も嵩む、平素親密なるだけ其結果として惡感情を後にまで遺すことがあると云ふのが重もなる反對をせられました要點でございます、贊成論者に於きましては、小選擧區は大選擧區より經費を節減することが出來る、次の點は被選擧者と選擧者の間の關係が益々親密になつて選擧者を容易に選出いたし、又選擇することの便宜が多い、次に小選擧區は大選擧區より競爭が激烈であると云ふことは過去の時代に於てはさう云ふ實例があるか知らぬが、今日此政治の進んだ場合に於ては最早さう云ふことはないと云ふのでございます、次は買收の弊は却つて大選擧區より小選擧區の方が少い、其次には小選擧區は大選擧區より相當なる人物を選出し得ることが出來る、是が贊成論者の重もなる要點と記憶いたして居ります、それから採決になりまして贊成並に反對者の重もなる要點を申上げますれば、唯今申上げましたが……尙ほ申上げまするが、反對者の第一點と致しましては選擧權擴張は改正の最も要旨とする一つであるけれども、其擴張範圍が公平でない、又選擧區に付ては不完全な所があるので、贊同をすることが難い、次には議員數を增加するに於ては、今日の理由としては之に贊成をする強き理由を發見せぬ、又罰則の如き改正は宜しきを得ぬのである、又本改正の如きは次の議會まで十分研究をする餘地がある、又時期も遲くない、と云ふことでございました、それに加へまして人口調査の最近の結果を近き中に見ることであるから、之を見て改正をしたならば、完全なる改正を得ると云ふことでございました、贊成論者の點に於きましては選擧權の擴張は時勢の進運に伴ひ今日必要已むを得ざる時であつて、急激の擴張よりは直接國稅三圓以上を相當とする、併ながら此點に於ては都會に住ける人と又郡部に居る人との間に於ては多少差異があるけれども、政府に於ては此制度を以て安定と見て居り、又確信する所があるから、此點を以て贊成をする、又小選擧區は大選擧區に比して重大なる利點があると思はれぬけれども、大選擧區に於ては前後七回の經驗があつたけれども、大選擧區に於て期待する所の事實を見て居らぬし、又二十年近くを經た舊法案であれば、今日其舊法を墨守すると云ふよりは改正する必要がある、別表に付ての批難は何人も批難を免れない點があるけれども、さればとて是は何れの人を以てしても完全なる立案をすると云ふことはむづかしいことであると云ふことでございます、斯の如く反對並に贊成の御議論がありまして尙ほ贊成の論者の御一人より警告的と申しませうか御意見を添へられたのでございます、其の御意見と申しまするのは大體申上げますると、議會に於て多數黨を有し、其上に基礎の鞏固なる內閣が所謂國策を樹立すれば、是は國家の利益の爲に大に喜ぶべきことであると云ふことを內務大臣の御說として拜聽を致したことに付て意見を添へると云ふことでございました、是は速記錄の第三回の所に出て居りまするが、之に付きまして御意見を述べられたる方は吾吾は歷代の內閣大臣中に斯の如く大膽に又卒直に自己の御所信を述べられた方は少く、又稀なやうに思はれるので、深く敬意を表する次第である、併ながら此御說に付ては、一言申述べて置きたいのは、是は述べられた方一人のみならず、之と感を同じうせらるるものもある、此論者は無論今日まで、殊に最近の日本の政界に於て何分此政局の變轉が極りないと云ふことは、此千載一遇の重要なる時期に於て國策を樹て、戰後未だ十分なる國策を樹立せられぬと云ふことは洵に遺憾である、それ故に俄に鞏固なる內閣が出來て、此戰後の重要なる時期に於て一定不動の國策を樹て、吾々が世界の潮流に後れざらむことを切望する次第である、多數黨を基礎とする內閣が出來ることは敢て反對は致さぬけれども、固より一國內に於て多數黨の存立を可とするか、若くは少數黨の分立を可とするかと云ふ根本的の問題に付ては種々論說があらうと考へる、去りながら今日の世界に於ける日本の立場より見れば兎に角鞏固なる內閣が成るべく不動の政策を樹てられることを切望いたす、此意味に於て多數黨の存在を認容いたしたく思ふ、併ながら多數黨を有する內閣は必しも基礎鞏固で、內閣が長命すると云ふことは思はれぬのであるが、要する所此鞏固なる基礎の上に內閣が長命すると云ふことは、仁政を施されるか如何に依るのであるから、どうぞ鞏固なる基礎の上に樹てられた內閣は十分に其仁政を施さむことを希望すると云ふことの意見を述べられた次第であります、それに對して內務大臣は感謝の意を表せられまして、而して採決に至りまして、二に對する十四の多數を以て本案を可決いたした次第でございます、此段御報告を申上げます。

○議長（公爵德川家達君）　此際會議時間の延長を宣告いたします、是より通告順に依りまして發言を許します、柳澤伯爵。

〔伯爵柳澤保惠君演壇に登る〕

○伯爵柳澤保惠君　私は遺憾ながら政府の提出案に對して反對意見を有つて居るのであります、故に此案の否決を希望するのであります、否決の希望ではありまするが、私は絕對に此案に向つて故意に、或は將來共此案を葬り去ると云ふが如き意味に於て否決を主張するのではありませぬ、私の是より申しますることに付て、若しも諸君が熟慮いたされたならば、是は善意的否決論であると云ふことに御了解になるであらうと考へるのであります、反對の理由を一言にして盡しますれば斯樣であります、提出の時機宜しきを得ず次の議會に提出するを穩當と認むる私は斯う考へるのであります、以下少しく之を敷衍して諸君の御參考に供したいと存じます、此度の御提案を見ますると諸君も御承知あらせらるる如く、第一選擧權の擴張であります、是は直接國稅三圓以上納むる者も選擧者とするのであります、丁度府縣會議員の選擧資格に相當するのであります、第二に選擧區制の改正、即ち大選擧區を小選擧區にすると云ふことである、第三に議員數の增加、是が市部に二十二人郡部に六十一人、合計八十三人、之に現在の委員數三百八十一人を加へますると四百六十四人になるのであります、先づ是が重もなるものと私は考へます、尙ほ此外に罰則の改正其他種々の改正もあるのであります、私一己の考を以て申上げますれば、尙ほ此外にも改正すべきもの修正すべきものが少しはあらうと考へて居るのであります、政府は此度の改正案を御提出になりまするに際しまして、其意味を考へて見ますると斯樣なことに考へられるのであります、改正案を提出するに付ては十分に考慮を費したのである、最早一日も猶豫すべきではない今般の提出は最も時機の宜しきを得たるものである此法案が通過して法律になれば、即ち之に依つて民心の安定を得るものと考へたのである、先づ斯樣な意味が御提案の精神であるやうに私共承知するので

あります、で私は此度の選擧權擴張のこと、又選擧區制改正が、果して是が國民より雙手を擧げて贊成せらるゝものであるか否やに付てはまだ疑つて居るのであります、又政府の御主張の如く之に依つて果して民心の不安定を防ぐことが出來る、民心の安定を得ることが出來るかと云ふことに付ても疑を有つて居るのであります、殊に怪しみますのは今回の議員數の增加、是は果して確定の方法宜しきを得たるものであるか、適當なる增加と申すべきであるか、時勢に適應したる所の人口を標準にして議員數を按排されたものであるか、此點に付ては不幸にして私は政府は十分に御考へになつたものとは考へ得られぬのであります、私は今申上げました所の三つの重もなる點に付て申上げることが相當と考へますけれども、其選擧權の擴張選擧區制の改正に付ては他に又御論議の方もあらうと考へますので、又此二つのものと同樣に人口に付て考へることも極めて私は重要な點と考へまするのでありますから、私は重もに此議員數の增加の件に付て自己の信念を告白しやうと思ふのであります、此人口に付て殊に論ずべきは選擧權の擴張のこと、選擧區制の改正、此二つのものは共に餘程重大な點であると思ひます、例へば別表の基礎となる所の人口の如きものは、選擧權の擴張のこと並に選擧區制の改正と同樣に私は均一に必要な點であり、又重大であらうと思ふのでありますから、然るに政府は此選擧權の擴張選擧區制の改正のことは餘程御重大に御考へになつて居るやうでありますが、人口の點に付ては輕く御取扱になつて居るやうに思ふのであります、其事は此三月二十一日の衆議院議員選擧法特別委員會に於きまして松平伯爵並に石渡博士兩氏の御質問に對する答辯で明かであります、私は玆に速記を繰返して諸君の御考慮を求めることは致しませぬ、多分諸君は其事は何であるかと云ふことに付ては御記憶と考へるのであります、即ち人口の方は是は御供である、選擧權の擴張並に區制の改正、是は主人である、丁度關係が恰も主從の如く見られて居るのであります、尙ほ他の言葉を以て申しますれば領袖と陣笠と云ふやうに見られて居るのである、故に主人の命の儘に從者は行動しろ領袖の首の動く所に陣笠は從へと云ふ如き筆法を取られて居るのであります、併ながら私の考へる所では議員を確定する大切なる基礎となる人口數を斯樣な風に考へられるのは如何であらうか、私は左樣に輕々しく見るものではないと考へます、勿論內務大臣は私の申上げたやうに、或は主從とか陣笠領袖と云ふやうなことを仰しやつたのではない、併ながら此速記にある所の、即ち速記錄の第六號の所にある所のことを玩味して見れば、どうしても左樣に考へられるのであります、私の方から强ひて申すならば、寧ろ選擧權擴張のことも選擧區制のことも基く所は何であるかと言へば、人口と言はなければならぬ、人口が本である、人がなければ選擧區の擴張も行はれませぬ、選擧區制の改正も必要はないのであります、私はそれ故に選擧權の擴張も區制の擴張も基礎たる人口數のことも是皆同樣に均一に重要視して私は論ずるのであります、又論ずるのが至當でないかと自分は思ふのであります、故に私は主として人口論に付て諸君に御考慮を煩はしたいと思ふ、今回議員數の增加は八十三名、先刻申上げました現在の議員數は三百八十一人に加へますると四百六十四人になります、此數字は大正二年十二月三十一日の日本帝國人口靜態調査を基礎に置いたのであります、是は屢々內務大臣も御言明になつたのであります、而して改正法案の附則を見ますると「本法ハ次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス」とあります、次の總選擧は大正十年四月に行はれる筈であります、故に此法律が通過いたしまして……此法案が通過いたしまして法律となつて公布せられましても尙ほ二年間働くことが出來ぬのであります、働きを見ることが二年間の後に初めて働きを見ることであります、然るに其時の衆議院議員の數は大正二年の十二月三十一日の現住人口數より割出されて居る次第であるのでありますから、大正十年から申しますると、八年前の舊い人口が基礎となる譯であります、私は敢て多言を用ひませぬ、斯樣な八年前の古い人口を以て八年後の議員數の割出の標準になると云ふことが、如何に考へましても時勢に適應した所の改正と申すことに躊躇するのであります、又斯ることが十分の考慮を盡されたものと言はれませうか、斯ることで民心の安定を得ると云ふことが申されませうか、私は唯一人と致してそれを御尤である、御尤の割當であると云ふ方はまあるまいと考へるのであります假に大正九年に至りますも、尙ほ大正二年以後の人口靜態調査が一回も實行されぬと云ふことでありますれば、最近の人口靜態調査は大正二年末月末日の外のものは丸でないのでありますから、左樣な場合に於いては已むを得ず其の古めかしい人口に依ることも已むを得ぬのであります、併ながら幸ひなることには大正七年の十二月三十一日、即ち昨年末に於いて人口靜態調査は行はれたのであります、玆に於いて諸君の御記憶を喚起したいことは、此日本の人口靜態調査なるものは明治三十一年以降五年目每に行はれて居るのであります、三十一年、三十六年、四十一年、四十六年、大正二年、それから大正七年勿論此人口靜態統計なるものは具眼者の頭より見ますると、決して是が正確なる數字とは申さぬのであります、私共は常に疑念を以て扱つて居る數でありますが、如何せむ本邦に於ては是等の數に依るの外本籍人口の調査も見ることが出來なければ、現住人口の結果を知ることも出來ぬのであります、是等の數は是迄の府縣會の議員選擧の場合に於ても、及衆議院議員選擧の場合に於ても、仕方なしに是が根本の數となつて居る譯であります、で當局者に於ては常に此數の杜撰なることに鑑みまして、屢々此を良くすることに付て苦慮したのでありますが、何分是は紙の上の調べでありますから、十分なることを盡しましても思ふ樣な結果を得られぬのであります、併ながら大正九年の十月一日に於ては、諸君の御承知の如くに初めて我國に國勢調査なるものが行はれるのでありまするに依りまして、此昨年末の人口靜態に付ては殊に是等の點に鑑みまして、成るべく出來るだけ昨年末の人口の調査を正確にしたい、是は內閣統計局の希望、即ち總理大臣の希望に依りまして、それに依つて近頃は此數の正確を期せむが爲に色々當局者は配慮して居るのであります、現に今月に於きましては內閣統計局の吏員、高等官などが各府縣に出張して、昨年末の人口靜態調査の結果の正確なることを督勵し、又從來甚だ不滿足なる報告を齎した所の府縣に向つて督促をし整理をしつゝある場合であります、而して斯の如く苦慮して得むとする所の大正七年末の人口は、それでは何時分るのかと申しますれば、是は今年の四月までに內閣統計局に集まるのであります、而して本年の七月頃、遲くも八月上旬頃までには郡市町村別に依る所の我國の本籍並に現住人口が發表さるることになつて居るのであります、是は無論總理大臣も疾に御承知のことであります、內務大臣も無論と考へて居ります、是は洵に至當のことでありまして、斯の如く正確なる人口數を成るべく早く得られむとするのは何であるかと申しまするど、丁度本年の九月には府縣會議員の選擧が多數に行はれるのであります、其府縣會議員選擧の場合に於ける標準人口にそれをしやう、內務當局に於ても其人口の發表を待つて居るのであります、是は私より內務大臣の方が無論御承知のことと考へて居ります、故に假に來年衆議院議員の總選擧ありと假定いたしましても、此人口數は標準人口になることが出來るのであります、今年の四月には昨年末の人口は知ることは出來ませぬが、假に來年に衆議院の選擧がありとすれば、是は間に合ふのであります、而して次の總選擧は前申上げました如くに、大正十年の春に行はれるのでありますから、無論此最近の數に依つて人口が分かるのみならず、即ち議員數を算出するに於ても最新の人口に依ることも出來るのであります、斯の如くなれば最新の人口に依つて議員數を割當てると云ふことは、決して私は國民が不滿足に思ふことでないと思ひます、國民は必ずや滿足し、又之に依つて民心の安定を得ることは無論のことと考へるのであります、要するに今日より僅に三四箇月の後に最新の人口を知ることが出來るんであります、故に當局者は一日も待たれぬと云ふやうなことを屢々仰せになりまするが、是は唯言葉の上の形容であつて、私は三四箇月位は待たれぬと云ふ程の情勢ではあるまいかと信ずるのであります、而して最近の人口に依りまして議員數を按排いたし、尙ほ市區郡部の議員選出標準の人口に付て熟議を遂げられまして、他の改正條項をも再應審議せられて、此冬の議會に提出せられるのは最も私は至當なことと考へるのであります、此位の僅の期間を待つことが出來ずして今期に是非とも、今年から見れば六年程舊い人口を標準とせる改正案を出さねばならぬと云ふのは、私は如何に考へましても理由を知るに苦しむのであります、委員會に於けるところの大臣の御言葉本議場に於ける所の大臣の御說明に依つて考へましても、其の位の短い間に人心が動搖するとか、民心が丸で一變するとか云ふやうなことは私は決してないと信ずるのであります、併し是は見込であります、內務大臣は動搖すると見られるのであります、私は動搖せぬと見るのであります

から、是はどうもどちらが宜いか、諸君の御判斷に俟つより仕方がないのであります、若し是が長期間に亘ることでありますれば、それは或は衆議院議員選擧法は長い間此儘でありますから、或は其改正に付ての運動も起りませうが、僅か三四箇月の間を待つて新しい所の人口數に依つて割出すと云ふことでありますれば、私はそれは決して民心が動亂するとか、民心の安定を破ると云ふやうなことは、どうしてもないと信ずるのであります、で民意を代表して政府を組織し、善政を行はむと聲明せらるゝ政友會內閣に、斯樣なる所の御我慢の出來ないと云ふことは、洵に御不自由なことゝ私は慨くのであります、內務大臣は今日此法案を通過せざれば前申した如くに民心が不安定になると云ふ說明をなされますけれども、私は寧ろ反對に此法案が通過したならば民心が不安定の狀況に陷るのではないかと私は反對に考へる位であります、內務大臣は委員會に於きましてそれは委員會三號にございますが、十五頁の下の段にございます、委員會に於て斯く言はれて居ります私は意味を申上げます、將來人口が增して市區が增設せし時は、根本的議員の配當率を改正を加ふる時が來つたのである、其の時は市は總て獨立選擧區と認めるや否や、又郡部の人口の標準を十三萬人と云ふものを改めて、十五萬人にしたいと云ふやうなことが起るかも知れない、其の時は其の時に至つて定めて宜いのである、斯う云ふ意味のことを言はれて居るのである、大正七年十二月末日の現在人口は今申上げた如くに、今年の七月頃、或は八月頃でなければ分りませぬから、確定數は今日尙は不明であります、併ながら日本に於ける所の過去の人口增加の趨勢より、統計眼を以て觀察いたしますれば、大正七年末に於ては、恐らくは現住人口は五千九百餘萬人にならうと私は推測を致します、即ち大正二年末の現住人口、是は五千四百八十六萬人、之に比べて見ますれば、無慮四百萬人の增加が大正七年末に於て現はれる譯であります、併ながら玆に御斷りを申上げて置きたいのは、勿論我國の現住人口なるものは、是は先程申上げましたる所の方法に依りまして單に紙の上の人口であります、此各役場に在る所の戶籍簿を整理いたしまして、出寄留及入寄留の關係を御互に差引きまして勘定することでありまするから、是は甚だ心細い人口、唯々紙の上の人口でありまするが、兎に角此人口に依つて、今日まで吾々は人口を知つて居るのでありまするから仕方がございませぬが、其現住人口なるものは、先づ私共の眼から見て常に二百五十萬人位の過大を見るのであります、是は說明を申上げては甚だ恐入りまするから私は略します、兎に角我國の現住人口なるものは、表に於て現はれて居るものは、實際數より二百萬乃至二百五十萬位の過大の見積りの人口であると云ふことを御記憶を願ひたい、併ながら若し是は何故さう云ふかと云ふ御質問があれば、御質問に應じては何時間でも申上げます、先づさう云ふ譯になつて居る所が內務省で御調べになつて居る所の大正二年末の現住人口、即ち此度の參考書に出て居りまする所の大正二年末の現住人口なるものは、矢張り此誤謬の這入つて居る計數に依つて居るのであります、之を矢張り唯一の根本數とされて居るのであります、故に暫く此數字に依つて論斷を下して見ますれば、大正二年末に較べて、大正七年末の人口は四百萬人位の增加になる譯であります、即ち此數に依つて御考へ下すつたならば、既に內務大臣が委員會に於て申されました所の議員の配當率に付て、改正を加へる時が來たのであります、其時に至つて定めても宜いと言はれました時は殆ど到著して居るのであります聰明なる內務大臣が斯樣な極く簡單明瞭な、人口の增加が幾千になるや位のことを御承知にならぬと云ふことはあるまいと思ふ、御とぼけになるかは知らぬが、腹の中は必ず御存知に相違ない、言葉を換へて申しますれば、古めかしい所の六年前の人口に依つて、議員數を今日定めると云ふことに付ては實に無理なこと、又時勢に合はざる所の次第と考へるのであります、此秋に於て大正七年末の人口を標準とせられ、是等の割當の基礎其他に付ても十分御審議になつて、此冬の議會に提案せられると云ふことは即ち善政を施かれる所の御趣意にも適ひ、民心の安定を得るにも最も適うた所の手段と考へるのであります、私は眞摯に申上げますれば、實は此大正七年末の人口に依ると云ふことも、實際私は感服せぬのであります、何となれば來年の十月一日には國勢調査が執行されるのでありまするから、之に依る所の郡區市別の人口は正確に分かります、勿論是は現在人口を見るのでありまするけれども、私共の考へる所では、先づ現在人口並に現住人口なるものは餘り大差ないものと見て居りますから、國勢調査の結果が分りますれば、之に依るのが一番宜しいのであります、併ながら遺憾な事には、來年十月一日の國勢調査の結果は、幾ら急ぎましても私は大正十年の四月の總選擧までには、どうも結果が分り兼ねると考へて居ります、私は其結果を待つてするまでも延ばして、二三年も延ばしてと云ふことは申さぬのであります、延べたいのは萬々でありますけれども、是はどうしても大正十年の總選擧には間に合ひませぬから、それまで延ばすと云ふやうな悠長なことは申さぬのであります、故に據る所は何であるかと云ふと、昨年の十二月三十一日の人口に依るのが、先づ最新の人口であつて、さう云ふことが最も穩當である、即ち之に依りますれば、僅か今日より半年程も我慢をなさつたならば、私は出來るのだと思ふのであります、私は斯の如き所の考に付ては、恐らくは內閣諸公に於ても、それは無理な意見であると云ふことは仰しやるまいと思ひます、若し無理な意見と云ふことであれば、私はもう一度御意見を伺ひたいと思ふのであります、私は此の意味に於て政府並に贊成諸者に御再考を促しますと共に、斯の如く提出の時機を得ざる所の本案に對しては、遺憾ながら反對せざるを得ないのであります、即ち否決を求める次第であります、甚だ簡單でありまして、御了解を得なかつたか存じませぬが、尙ほ御質問等がございますれば、私は何遍でも御答へ申上げやうと思ひます。

○議長(公爵德川家達君) 板倉子爵。

〔子爵板倉勝憲君演壇に登る〕

○子爵板倉勝憲君 私は本案に對して贊成の意見を述べるものでございます、唯今柳澤伯爵から反對の意見がございましたが、之を一番最初に御答を申しませぬで、是は後に御答を申すことにしまして、私の本案贊成の意見を成るべく簡單に申上げたいと思ひます、此度の改正案の主眼は申すまでもなく、第一が選擧權の擴張、第二が選擧區制の變更及之に伴ふ別表の改正、第三が選擧の取締、即ち罰則の改正其他議員數の增加、或は北海道と樺太を內地と同樣に議員數を割當てると云ふやうなことでありますが主もなる點は此三點であらうと思ひます、それで第一の選擧權の擴張と云ふことに付きまして、是はもう時代の要求が甚だ之を熱望して居る、又此要求が至當であつて、之に應じて選擧權の擴張をするの必要があると云ふことは、誰方にも御異存のないものであつて、唯々問題は其程度如何にあるのに過ぎませぬ、それで唯今此改正案の擴張と云ふものは、現行選擧法に於て直接國稅が十圓とあるのを三圓と低下して擴張したと云ふことだけでございます、此點に付きましては、過日衆議院に於て憲政會の……憲政會の案、或は國民黨の案と云ふものが提案されまして、其案に依りますと、此直接國稅の改正案の三圓と云ふのが二圓になつて居ります、其外所謂知識階級を加へる、或は兵役の義務を終つた者と云ふものを加へると云ふやうな議論がございました、又議論としましては、唯々直接國稅だけではいかぬから直接國稅以外に、地方稅なり、何なりの納稅者を考慮の中に加へるが宜しい、是は外國にも例のある事で、行はれ難いことでないからと云ふ御議論もありますし、更に數步を進めて、全く此資格の制限を撤廢して、さうして普通選擧……男子の普通選擧と云ふものが、世間の議論になつて居りますし、又更に一步を進めて、寧ろ普通選擧、即ち女も加へると云ふやうな御議論が、既に世間に於てもあり、此議場に於ても現はれたやうなことゝ考へます、それで斯の如く色々ございますが、兎に角私の考へまする所では、此選擧權を、其起源とか、沿革とか云ふことから申しますと、是は矢張り租稅を國家に納めた者に對して、國家が之に代償的に國家の財政に參與せしめると云ふことが、抑々の起りでございましたらうけれども、今日に於ては最早さう云ふ觀念ではないので、今日の考から申しますれば、國政に參與すべき國の代表者を鑑別し、之を選定すると云ふ能力即ち相當の教育を受け、相當の經驗を有し、相當に政治上の理解を有し、而して其候補者の主義、政見と云ふものを了解して之を判斷するの能力、此能力が有る者に對してのみ此選擧權を與へべきものであるだらうと考へるのであります、それでございますから、國民に教育が普及して、國民が此最も選擧能力を具へるに至れば、是が即ち普通選擧の時期が到來したと云ふ時期なんで、唯今私が考へて見ますると、我國の現狀に於ては其教育の程度も其政治上の理解の程度も、之を日本全國に通じて大體から見ますると、未だ我國に於ては普通選擧を實行すべき時機に到達して居らない、斯う申しても決して日本國

民を作興したものであらうとは私は考へませぬであります、既に今日の場合に於て普通選擧の時機に達して居らぬ。然らば茲で資格の制限を加へるのは已むを得ぬ、先づ普通選擧の時機に到達する前に茲に階段として、一つの途中の段梯子として、茲に一つの矢張り資格を制限したる選擧權の擴張案を出すと云ふことは、是は當然のことである、然らば此資格の制限の標準をどうするか、之を私が理論上から申しますると矢張り先程申しました通り所謂選擧能力と云ふので候補者の主義、政見を了解し判斷し、さうして所謂國民の代表者を鑑別し選擧すると云ふのでございますから、是はどうも租税を納める、其租税を納める多寡に依つてと云ふ事は理窟上どうも言へない事である、即ち知識の問題であると考へる、此點に付きまして政府當局者は矢張り今度の改正案が從前の通りの直接國稅の制限を標準にしたいと云ふのは所謂恒産あれば恒心ありと云ふ御議論のやうで、御解釋のやうでございますが、必しも金を持つて居る者が恒心あるか知りませぬが、私の所謂選擧能力と云ふものが有るか無いかは、是は標準にはならぬ、それから又金の無い者でも、所謂税を納めて居らぬ者でも其能力の有る者が澤山ある、又更に一歩を進めても假に恒産ある者は恒心ありと云ふ議論を許すにしましても、直接國稅と云ふことにのみ依つて恒心の標準にならぬのでございます、それ故に私は此改正案に付ては矢張り一方には從來の直接國稅の標準を取るのも宜しい、併ながら一方には所謂知識階級なる者を認めてさうして中學校の卒業免狀或はそれと同樣な學力あると云ふ檢定證書を據つて居る者に、矢張り選擧權を與へるが宜からうと考へましてございます、政府はそれに對して啻に智識階級と云ふだけでは不明瞭である、それから若し之を中學卒業免狀の所持者、或は同等の檢定證書を持つて居る者、斯う云ふことになると甚だ不公平である即ち其證書を持つて居る以外に、同樣の學力、經驗を有する者が澤山あるから、單に證書を握つたと云ふ者だけに對しては不公平である。それから第三には假に之を許しても其人數が十萬人とか、十二萬人とかに結局なるので甚だ少數である。斯う云ふやうな御說明がありました、私は矢張り理論上どうも此卒業證書を有つて居る者だけに與へて、他に與へぬと云ふのは、不公平であると云ふ、又一方直接國稅だけを

（副議長侯爵黒田長成君議長席に著く）

納める者に與へて、他に與へぬと云ふのは不公平と云ふのと同じことであつて、甚だ此點に於ては滿足を致しませぬが、併し茲に蛇足、駄辯は附加へませぬ、結局此問題も單に此數が十二三萬に過ぎない、固より此數は年々殖えますけれども、併し其增加率も餘り多くないと言へば、此際に於ては先づ是は暫く考慮の中に加へても、此現實することを止めて、已むを得ず今日は矢張り此原案通りに直接國稅のみの制限、即ち從來の通りの制限を主として、さうして之を擴張しても不可ないものと考へたのでございます、既に直接國稅の制限を以てするより外仕方がない、斯う云ふことになりますると、又此所で議論の起りますのは、然らば之を三圓にするのが正當であるか、二圓にするのが正當であるか、又五圓にするのが正當であるか、斯う云ふ議論も生じますが、是は結局各人の見込に屬することで、私は此貴族院に於て之を喋々と論議しましても、結局は水掛論に終ることであらう、然らば政府が先づ此改正案に於て近き將來は民心の安定を得ることが出來やうと云ふ言に信賴して、之を三圓說に同意するのが一番穩當ではないか、さう考へるものでございます是は私が此第一に選擧權擴張に付て此原案に賛成する意見を述べまする次第でございます、第二は選擧區制の問題でございますが、此區制の問題に付きましては非常に論點が多岐に分れ、論難辯駁甚だ多く、殆ど其何方が良いか歸著する所が容易に分らぬと云ふ位でございまするが、要するに其主なる點は第一が被選擧人の人物論、それから第二は選擧費用の多寡と第三が選擧競爭及其投票の効力如何、それから第四が私交を破つてさうして地方の自治を破壞すると云ふことがどうであらうかと云ふ問題、第五が金力や權力の跋扈があるかないかと云ふやうなことが、主もなる點であらうと思ひます、大選擧區論者が申されまするのは、大選擧區であれば其被選擧人の人物が國家的大人物を選擧することの機會が多い、併し小選擧區になると地方的の候補者が澤山出て、其地方的の候補者が結局選擧されると云ふことの機會が多い、それ故に大選擧區の方が宜しくはないかと云ふ御議論のやうでございまするが、是は私が考へましても、どうも此國家的の大人物と云ふやうな立派な人格を備へ、見識を有つて居る人でございますれば、何も區の大小を論ずる譯ではなく大選擧區でも出られ、又小選擧區でも出られると云ふ事は殆ど議論のないことであらうと思ひます、而して一方大選擧區になりますと、是は內務大臣の御話でございまするが、寧ろ其間に成金の候補者が出て金をどんどん蒔いて當選をする、或は多數に迎合して煽動、過激の言語を弄したり、或は突飛な議論を弄すると云ふやうな煽動政治が寧ろ大選擧區に餘計選擧されると云ふ虞が多くはないかと私は考へるのでございます、第二に選擧費用のことも大選擧區論者は曰く、大選擧區では選擧の費用が多い。それから小選擧區では選擧費用が少いと云ふことはそれは皮相の見解である、之を實例に徵しても小選擧區の方が非常に餘計の、多額の選擧費用を消費したと云ふ例が澤山あるので、却つて小選擧區の方が、例へば買收し易いと云ふやうな點に於て、其費用を要することが、裏面的の費用を要することが非常に多い、小選擧區の方では、それも一の弊害であるけれども、併し選擧區域が狹くなれば、例へば通信費にしても其外運動員に對する色々の費用に對しても皆少い、斯う云ふのでございます、是は私が實際に考へて見ますると、大選擧區に於ては非常に廣く淺い、小選擧區に於ては狹い代りに深い、結局費用の問題は今日の現在に於ては大選擧區と小選擧區とに於て餘り違ひはない、是は其時の候補者の如何とか、或は運動の仕方如何と云ふことであつて、區制の大小に關するものではないやうに思はれます、併ながら段々敎育が行屆き、政治上の德義が出來、理解が出來たならばさうして一方に選擧の取締が段々行屆くと云ふことになれば、どうしても小選擧區が其費用が少くて、大選擧區の費用が多いと云ふことは是に言を俟たないことであらうと思ふ、唯現在に於ては或はどうかも知れぬけれども、人智が進み、德義が進み、取締が段々手が著くと云ふことが漸て來るべき現象であれば、即ち此所で小選擧區の方が、大選擧區よりも費用が少い、將來に於ては費用が少くなると云ふことが出來やうと思ふのでございます。それから第三の選擧の競爭及投票の効力と云ふことは大選擧區論者が言ふには、小選擧區では候補者が多數に立つ、從つて選擧が激烈になる、選擧の激烈の結果落選者の得票と云ふものが割合に甚だ多くなる、此の落選者の得票の多くなると云ふことは即ち選擧の本來の意義に反するものである、選擧の本來の意味から……効力から申しますると成るべく選擧投票は之を活きた結果を生ずるやうにするのが當り前である、即ち當選者の得票が餘計になつて、落選者が割合に少いと云ふことが、最も此投票の効力を現はしたものである、さうしなければならぬものである、所が大選擧區では其通り即ち其投票の効力が有效に現はれる、斯う云ふ御論でありまするが、又之を小選擧區の方の論者の側に立つて見ますと云ふと、小選擧區にすれば無競爭になる、競爭が無い所が可なり多く出來る、假にさうでなくとも即ち候補者が多數に立つてさうして選擧が激烈になつても、又其結果として落選者の投票が非常に多くなつても、是は少しも差支へる所でない、元來此投票の趣意と云ふものは其投票が有意義なれば宜い、意義があれば宜い、即ち此小選擧區に於ては其選擧の競爭が一騎打になることが多い、一騎打の戰爭になる、即ち其場合に於て選擧人の投票と云ふものは、勝つた人に投票したか、負けた人に投票したか、勝つか負けるか、即ち意義が徹底する、斯う云ふ論のやうでございまするし、尙ほ更に之に附加へて小選擧區論者が言ふのに大選擧區になればどうしても如何にしても同士討の弊を免れない、同士討となる以上は一方同じ政黨政派に屬する者でも、一方一人の人は非常に餘計な投票を得、其他の人は同じ政黨政派に屬しても、甚だ少い投票を得るに止まる、即ち投票は片寄る、投票が屋上屋を加へる、片寄つた投票と云ふものは甚だ無意味なものである、意義のないものである。斯う云ふ論でございまするが、私は此點に於て寧ろ小選擧區論者に同意をするものでございます、それから第四には大選擧區論者が云ふのに、どうも小選擧區であると競爭が激烈になつて、さうして親戚、朋友なんぞが其選擧の爭の爲に、自分の私交上にまで其競爭反目の結果が及んで、遂には自治制の破壞になる、斯う云ふ非難を言はれまするが、是は私が考へましても、斯う云ふ弊害は既に二十年以前のことであつて、今日ではさう云ふ弊害は甚だ少くなつて居る、是は二十年前の人の知識、思想、風俗、人情は今日の者とは殆ど隔世の感があると云ふ風に違つて居りますから、今日に於ては此弊害は甚だ少からうと思ふ。而も此今の小選擧區以前の小選擧區制度に

あつては、其制度と云ふものが連記、記名であつて今日では此改正案では單記、無記名である、又現在今日で地方自治體の選擧なんぞの實績に考へて見ましても、大選擧區論者が言はれるやうに、小選擧區になれば親戚朋友が反目して、自治體が破壞されると云ふやうな處は、餘り多くはなからうと私は考へるのであります、第五には大選擧區論者が言はれるのに小選擧區になれば其競爭の範圍が甚だ狹く、區劃が甚だ狹いから從て金力が跋扈する、即ち富豪の徒が強制したり、或は投票の買收がし易くなつたり其他或は官吏の干渉、政府の壓迫と云ふものが行はれ易くなる、所が大選擧區に於てはさうでない斯う云ふ風に言はれますが、是も亦其見る所に依つて違ひまするで是は矢張り小選擧區論者が言はれる如く小選擧區に於ては其選擧人が、候補者の主義政見を能く了解し、其人物を了解して居るから割合に大選擧區に比して此金力とか或は權力と云ふものの壓迫を受けることが少い、斯う云ふ風に答へて居られますが、是も此點に於ては矢張りどちらにも理窟はあり、どちらにも實例がある、唯現在の有樣に於てはどつちとも其國屬の擧げられぬ御論だらうと思ふのであります、併し斯う云ふ非難は前申す通り、矢張り國民が政治上に自覺し、政治上に了解し、又一方選擧の取締が段々完全に近付くやうになれば、此弊害はどちらにも無くなる、即ち小選擧區制に改めても左まで心配するやうなことはなからうと思ふ、斯の如きやうなことが主もなる論點のやうに見えまする、私は今申しまする通り之に付ても大體に於ては寧ろ小選擧區論者の方に贊成する者でございます、併ながら更に特に之に加へて私が小選擧區の制度に贊成する理由は二つございます、第一は選擧人の增加に伴ふ必然の區劃の變更で、此度は選擧權が擴張せられまして、申すまでもなく百四十萬の選擧人の數が倍加して、二百八十萬人になると云ふのでありますから、從つて之に伴つてどうしても區制は小くしなければならぬと云ふことは、是はもう當然申すまでもないことだらうと考へるのであります、反對論者が言はれるのに、區制の變更と云ふものは、何も候補者の便宜だとか、便宜でないと云ふことに關係のあるものぢやない、是は固より仰しやるまでもないことで、若し他に重大な理由が存するとすればそれは大選擧區に非常な良い所があつて、どうしても大選擧區の方が宜いとなれば、是は何も候補者の便宜の爲に小選擧區にしなければならぬと云ふ理窟は立ちますまいが、併し大小選擧區の兩方の點を考へて見まして、どちらにも兎に角相當の理窟がありどちらにも旗が擧げられぬと云ふことになります以上は、既に選擧法を布き選擧を行つて居る以上、成るべく選擧人或は候補者の便宜になる方が然るべきことであらうと私は考へるのであります、外國の例即ち普通選擧を採つて居りまする外國に於て、多く此小選擧區制を採つて居ると云ふことは矢張り此理由に外ならないと私は信ずるのでございます、それから第二に私が小選擧區制に贊成する理由は此選擧の投票の効果、少し語弊があるかも知れませぬが、さう云ふことでございます、大選擧區論者の言ふのには大選擧區は所謂比例代表に近いものである、少數代表に便宜のものである、所が小選擧區制は多數黨には便宜であるが、少數黨には甚だ不利益である

〔議長公爵德川家達君議長席に復す〕

即ち少數代表と云ふ主義に反する、斯う云ふやうな御論であります、決著する所は、併し私が考るのには小選擧區であるからと云つて必しも大政黨にのみ利益があつて少數黨に不利益であると云ふことはどうも言へぬと思ふ、又假に政府の說明を聽きましても、此前の總選擧の結果を此度の改正の別表に當撥めて見ても、其結果と云ふものは政友會が二十一二名の增加で憲政會が五十何名の增加と云ふことになると云ふやうなことであるから、決して直ちに所謂多數黨のみ利益があつて小數黨に利益がないと言ふことはないと云ふことは言へない、斯う云ふ辯明があつたのであります、此の辯明は全たく確信するのではありませぬけれども、併し一應の理窟もあるし又之れに反對してさうでないと云ふ理窟も立たぬのであります、又政黨政派に屬しないで其の人の人格も其の人の見識も非常に崇高な人であるならば、其の人は無論區制の大小に關係する所なく大選擧區であらうが小選擧區であらうが、どちらにもです、斯の如き人が矢張り衆議院に席を占むると云ふことは甚だ必要なことであると考へます、斯う云ふ方に取つては、此區制の如何と云ふことは何等甲乙はない唯小選擧になりますれば從來大選擧であつた時と違ひまして投票を拾集める者が甚だ困る、即ち向うで五十票、此方で百票と云ふやうな投票を拾集めて、何等の根據もなく、何等の地盤もなく、方々拾集めの投票で當選することが、やつと出來ると云ふやうな人は、此小選擧區制に於ては甚だ不利益を蒙るので、是は大選擧區でなければ容易に當選が覺束ないと云ふ結果であるだらうと思ふのであります、斯の如く投票の拾集めでも少しも地盤もなければ根據もないと云ふやうな、投票拾集めと云ふやうな候補者と云ふものが、私が考へる所では甚だ此選擧界を紊亂し、選擧界を混亂し、斯の如き人士が幸に當選をすれば、所謂政界を攪亂すると云ふものが多くは斯の如き人ではないかと私は考へるのでございます、然らば此投票拾集めと云ふやうな候補者の成るべく出られないやうにすると云ふのが正當である、此點に於て私は小選擧に贊成するものでございます、區制のことに付いて最後にちよつと一言を加へます、それは此區制と云ふことに付て從來貴族院の行掛りでございます、申す迄もなく私は前の昔のことは直接には少しも存じませぬが、既に一番最初の小選擧區は連記、記名と云ふ時の選擧法の弊害が認められて、之が改められて大選擧區制になつて、其後に明治四十五年でございましたか、此政府案として小選擧區制の案が出ました時に貴族院がそれに對して反對をして遂に其改正案は成立しなかつた、爾來十數年、即ち此の大選擧區と云ふものは貴族院に於ては長らくの歷史を有するものである、之を容易に變更することは甚だ宜しくない、斯う云ふ御議論が出るのは是は當然であると考へるのであります、併ながら既に十數年以前の此日本國民の敎育なり、思想なり、知識なり、其他人情、風俗に致しましても、之を今日に比べますれば甚しい懸隔があるのでございます十年前十五年前のことであつたかを今日もさうしなければならぬと云ふ理窟も立たぬだらうと思ひます、又是は前に申しました通り、此以前の小選擧區制と云ふものは連記、記名であつた、今度の改正案のは單記、無記名である、それから又今度の改正案に於ては之も先程申しました通り選擧人の數が倍加して居る、各種の點に於て其間に非常なる區別のある以上は從來の行掛りで云々して此度の改正案に反對すると云ふ理由は貴族院として立つまいかと私は考へるのであります、第三には別表の改正、即ちまあ議員割當のことでございます、此議員割當、別表のことに付きましては、先づ第一の根本的非難でございます、是は先程柳澤伯爵が御話の通りのことで、今度の改正案と云ふものは其の人口統計が大正二年の統計を根據にして居る、是は甚だ宜しくない單に大正二年の統計に依るのは宜しくないのみならず、もう既に此新らしい最新の人口統計が二月か三月の間に公表されると云ふならば、其公表を待つてやつても宜しくはないか是は柳澤伯爵の言はれた通り此改正案と云ふものは何も直ちに施行すると云ふのではない此次の總選擧から施行するのであるから急いで今日之を決定する必要はなからうぢやないか唯三四箇月を待つて此次の會議に提出して少しも遲くはないぢやないか、斯う云ふのが先づ第一の根本的の批難でございます、それから第二の批難は政府の今度の別表の組立と云ふものは郡部に於ては人口十三萬人、一區一人を標準として、之に地形とか地勢とか、交通、人情、風俗と云ふやうな條件を參酌してさうして已むを得ざるものは一區二人にするとか、或は少數の區劃は一區三人にした所がある、併し是は非常に冷靜に、非常に公平に考へて作つたものである、斯う言はれますが、併し實際に此別表を見ますると、どうも第一に政府の標準と條件とに甚だ合はない所がある、又甚だ統一を缺き公平でないと云ふ批難が甚だ多いのでございます、で政府の之に對する答辯は成るほど大正二年の統計を根據にしたと云ふことは宜しくないと云ふことも認める、又遠からずして新らしき人口統計が公表されると云ふことも認めないではないが、併し根本的の所謂選擧權の擴張と云ふやうな根本的の問題に付て時勢の要求、熱望一日も忽せにすべからず、一年も忽せにすべからざるものがあるから、已むを得ず此議會に之を提出したので、其他の點に付ては多年研究論議の上であるから是も殆ど議論も盡きて居ることである此時代の要求、民心の熱望に應ずる爲に已むを得ず出したと云ふやうな御辯明のやうに聽きました、私の考へるのも是は矢張り柳澤伯爵の言はれるやうなことが實に御尤もである、併ながら尙ほ一歩を進めて考へて見ますると、此統計なるものは柳澤伯爵の言はるゝ如くに此大正二年の統計も大正五年の統計も甚だ正確でないと云ふ點が少くないと考へる、又もう一つには歐羅巴のやうな普通選擧の國でございますれば、其人口、其有權者の數、選擧人の數と云

ふものが先づ女子、小兒は除きまするが、殆ど標準が取れろ、併ながら我國の此選擧法に依りまするど即ち資格の制限がございまするからして人口の數と選擧人の數とは決して同一ではない、既に統計も暸昧ではあるし又其有權者所謂選擧人と、人口との數此釣合と云ふものも、どう云ふものだか分らないと云ふことになれば、是はどうも避け得難い已むを得ない所である、而して一方には時代の要求が政府の言ふ通り選擧權の擴張に向つて非常なる熱望を有し一日も忽せにすべからざるものであると考へる、故に私は此根本の批難に對しても尚ほ政府の言ふ所に姑く從つて、別表改正の根本義は已むを得ずと認容するより仕方がないと思ふのでございます、第二の批難に付きまして一々どこの縣ではどうどこの縣ではどうと云ふやうな非の批難は非常にございますし又之を聽きましても確に不公平があり確に不統一があると云ふ點は私も充分に是は認めます、併ながら此別表の細目に亘つて、どこの縣、どこの郡と云ふやうなことの細かいことを論議して、之を指摘して之を批難すると云ふことは私は貴族院の態度としては取るべからざることであると考へるのである、私は貴族院としては斯の如き細かいことには喙を容れぬ、所謂本案の別表に對して斯の如き細かいことには喙を容れないのが穩當であると考へるのでございます、で或は曰く、此度の區制の改正及別表の改正と云ふものは非常に政友會の利益になつて、其他の少數黨の不利益になる、斯う云ふことを言ふ者がありまする、政友會は先ほど申した通り、決して此區制の改正に依つて自黨が利益を得ない、斯う云ふ辯明もありまするが、私が考へるのに、假に是が政友會の利益にならうとも、それは少しも憂ふべきことでないと考へる、私の考に於きましては矢張り先ほど、どなたか御述べになりました通り、どうしても多數派の政黨の後援を有し、多數の議員の後援を有する者が內閣に立つて、獨立獨步で、自分の元來の主張、元來の政策と云ふものを、顧慮する所なく實行すると云ふことでなければならぬと思ふのでございます、其點に付て是も先ほど申上げました通り、此拾集め候補者の如きもの、浮草のやうに、あちらへ附いたりこちらへ附いたり、離合分散啻ならぬと云ふやうな者が出て來ないで、確實なる地盤を有する大政黨が出て來なければならぬ、即ち大政黨の樹立と云ふことに付ても少しも憂ふべきことでない、寧ろ慶すべきことである、斯う考へるのでございます、然るに又或者は曰く、然れば或は此度の選擧法改正に依つて、殊に此區劃の、選擧區の區制の改正別表の改正に依つて政友會が假りに多數を占め、さうして長く政權を保持したならば或は橫暴なる政を行ふの虞がありはせぬかと云ふやうなことを論ずる者もあるやうでございまするが、是等は實に殆ど一笑に付すべき杞憂である、昔は武斷政治の時にあつては武家に非ざれば人に非ずと言はれた時代に其武家が橫暴のことをして、殆ど自家に反對する者は其者を殺すのみならず其親戚一族、女子、小兒まで殺ずと云ふ橫暴を敢てしたる……敢てすることを得たる武斷政治の下に於てさへも、矢張り平家が甚だ暴政を行へば人心忽ち離散して遂に奢る平家久しからすと云ふやうなことになつて行くのであります、假に多數を有した政友會の內閣が暴政……と申しては甚だ何ですが善政ならざることを行つて、或は黨利に走り、或は私利を專にすると云ふことは今日の時勢に於ては出來べきことであるや否や、斯う云ふことを論ずる人があれば、是は實に日本國民を侮辱し貴族院を侮辱したと云ふものであつて、斯の如きことは少しも私は心配する所もなければ、考慮することを要することではないと考へる、終りに臨んで一言附加へますが、是は昨日委員會に於て確か澤柳さんの御話だらうと思ひますが、其事を私が同じことを繰返すのであります、私も澤柳さんと同じく考へまするので、元來此改正案と云ふものは即ち本案は其名の示す如くに、衆議院議員の選擧法の改正案である、何も本案でなくとも他の法律案にしましても貴族院は衆議院の決議に對して決して敬意を拂はないと云ふ譯ではございませぬけれども、特に此案に付ては貴族院の態度として衆議院の決議に敬意を拂ひ、特別に衆議院の決議を尊重すると云ふことは政治上の德義でないかと考へるのであります、假令或る細かい點に於ては非常に不贊成な點も、非常に不滿足な點も多い、併ながら其根本たる選擧區の擴張、或は區制の改正と云ふ其根本義に於て餘り大なる不都合のない、大いなる爭がないと云ふものになりましたならば、其以上の細かいことゝ云ふものは私は貴族院としては之に立ち入らず、相當の大多數を以て此度衆議院で決議し、通過して參りました本案に對しましては、十分に衆議院の決議を特に尊重すべき理由があることは政治上の德義なりと私は確信するので、此理由に於て私は此本案に贊成を致した所以でございます。

○議長（公爵德川家達君）　有松英義君。

〔有松英義君演壇に登る〕

○有松英義君　本員は唯今議題になつて居ります所の、政府提出の衆議院議員選擧法中改正法律案は第二讀會に移すべからずと申す意見を有して居るものであります、先程澤柳……柳澤伯爵より之に對する詳細なる御意見の御陳述を拜聽いたしたのであります、柳澤伯爵の御述べになりました所の意見に付きましては、大體本員に於ても御同感であるのであります、故に此點に付きましては更に茲に繰返へすことを差し控へまして、同伯爵が他の人から述べるであらうと言ふて御讓りになりました所の點に付きまして、聊か本員理由のある所を一言いたしたいと考へます、本員の將に述べむと欲する所に付きまして唯今板倉子爵より詳細御紹介下さいまして、更に之を陳述いたすことは殆ど無用のやうにも考へますなれども、唯今の御紹介に付て却つて卑見を徹底いたすことが出來ませぬに付きまして、再び同じ事柄を述べますことは、天暮むとするの唯今に致しまして定めて皆樣に御迷惑を相掛けることは存じますが、暫く御許しを願ひたいと存じます、本員は今回の改正案中第一に反對を唱へますのは區制の改正であります、此ことたるや決して本員の是までの經歷立場の上から已むを得ず主張いたすのではございませぬ千思百考、研究に研究を重ねる程愈々以て初志を强める所がありますに依つて、已むことを得ず之を諸君に訴へむと欲するのでございます、區制の改正は見樣に依りましては問題は小なるが如くにも考へられますかも知れませぬ、併ながら本員の見る所を以てすれば此ことたるや將來の政局の上に大いなる影響を及ぼすものであります、重大の問題と心得るのでございます、故に本院に於きましては、年來此問題に關して頗る愼重なる態度を以て意見を決定いたし來たつたのでございます、其沿革の大要は斯樣なことに相成つて居ります、明治二十二年に初て衆議院議員選擧法を制定に相成りました時連記記名小選擧區の主義を採用いたしたのでございます、之を施行すること六回にして、其弊害を認め、憲法附屬の大法典を已むことを得ずして改正するの必要に迫られたのでございます、茲に於て明治三十一年第十三回帝國議會に於て政府は改正法律案を提出に相成りまして、初て單記記名大選擧區の主義を採られたのでございます、當時は衆議院を通過いたしました後に貴族院に於て此主義に贊成をいたしましたるに拘らず、別表の人口標準に付きまして、兩院の協議相容れず、遂に成立を見ること能はなかつたのでございます、次で翌年第十四回帝國議會に於て更に政府より同一の案を提出に相成りました、衆議院に於いては修正をいたしまして、小選擧區の主義に改めまして、本院へ送付に相成りました、本院審査の上、國家將來の爲めに大選擧區制を是なりと斷定いたしまして、政府の原案に復活を致し、兩院協議會に及んで、幸にして協議纏りまして、即ち現行の制度が成立いたしまして、以つて今日に至つて居るのでございます、其の後四十五年第二十八回帝國議會に於いて、時の政府は元の小選擧區制度に改むるの案を具しまして、帝國議會に提出し、衆議院を通過いたして、當院に送付になりましたのでございます、當院に於ては六回の經驗に依り其弊害を矯むるが爲に選擧法の改正を行ひ、而して爾來年所を經ること未だ遠からざるに再び元の小選擧區主義に返へすことは到底同意すべからざるものと申すの意見に歸著いたしまして、斷然として政府案に修正を加へ、兩院協議會に至りまして、其議調はずして、遂に改正を見ることなくして今日に至つて居るのでございます斯の如き歷史沿革を有つて居りますので、昨年政府に於て別表改正を帝國議會に提出いたしましたる時も、矢張り大選擧區の主義を採つたのでございます是は都合がありまして撤回に相成りましたなれども昨年までの歷史は唯今申述べたる通りでございます本員は必ずしも從來の歷史に拘泥するものではございませぬ若しも小選擧區にして大選擧區より優れりとするならば、從來の歷史の如何に拘らず政府の提案に同意いたすの當然なることを信ずるのでございます、去りながら若し茲に利害相半ばするとか、若くは利害の明ならざる場合に於て、此法案を如何に取扱ふかと申しましたならば、左樣なる場合に於ては法律の改正を行ふべきものでないと考へるのでございます、況や本員の如きは依然として大選擧區は小選擧區より優れりと確信を致して居るのでござい

ます、固より大選擧區にしろ、又小選擧區にしろ、何れに致しましても長所あり、短所あり、大選擧區必ずしも弊なしとは申さぬのでございます、唯兩者相比較して、何れが弊少きなきや、何れが採るべきであるや、此點であります、本員は大選擧區にも幾分の弊害あることを認めますなれども、之を小選擧區に比べるならば、大に優つて居ると云ふことを茲に斷言して憚からぬのでありまする、抑も選擧法の最も重んずべき即ち要點は何れにあるやと申したならば國民代表の趣旨が成べく貫徹すると云ふ點にあるであらうと考へます、選擧の事でありまするが故に、國民代表の趣旨に致しましても、何れの制度に致しましても完全無缺と申すことは或は言はれないであらうと考へますなれども、何れが趣旨に近付き得るやと申す點に於て其近きものを採るべきであると考へるのであります、然らば國民代表の趣旨に叶ふと云ふことに付きましては如何なる點に最も重きを置いて考究をすべきであるやと申したならば、國民の各部分が平等に代表者を出し得ると云ふことが最も大切な點であらうと信ずるのであります、即ち例を政黨に取りましたならば、大政黨は大政黨の力に應じたる所の人を選出し、又小政黨は小政黨の力だけのそれに相應したる所の人を選出する、或は商工業者もそれ〴〵の出さんと欲する所の人を出し、其他國民總ての階級を通じまして公平に選出し得るの途を開くべきであらうと考へます、斯く申さばと申した本員は決して或る職業の代表者を出すとか、或る地方の代表者を出すとか云ふの考ではありませぬ、國民全部の代表者を出さしめるのでありますから共邊は御斷りを致して置きます、之に對しましては本員多言を費しませぬ、内務大臣が委員會に於て本員の間に答へました所を茲に讀上げまして御判斷を乞ひたいと思ひます、斯樣なことでございます、「全體政治を確乎たる政策を立てゝ、十分なる所信を以て行はうと云ふ時分には、どうしても私は此内閣の基礎が堅くなければならぬと云ふ考を有つて居ります、内閣の基礎が堅い爲には議會に於て多數を有し、議會に於て多數を有すると云ふことは、即ち選擧民の多數の同情を持つと云ふことになるでありませうが、言ひ換へれば即ち政黨の後援を得ると云ふ意味になります、私はそこまで餘り申すと進み過ぎるやうでありますが、全體我邦の内閣は誠に短命だと思ひます、一年二年三年も續けば誠に長いやうに思つて居る、實に怪しからぬ話でないかと思つて居ります、どうか内閣の命が長命ならむことを欲し多年政權を握つて思ふ所を十分に斷行し、國策が一年二年で頻々動くことを欲せぬやうに思ひます、是は如何にも言ひ過ぎるやうでありますけれども、それが爲には内閣は多數黨を有し、即ち有力なる政黨を後援にして立つと云ふことは、我邦を進むる上に於て最も宜いことと思ふのであります、それが爲に何れの黨派にも屬せざる所の少數の人々に縱し不利益がありましても、此小選擧區の改正は畢竟我國の爲に有利なりと私は考へる」、此内務大臣の演說の趣旨何れにあるやは本員敢て解釋を試みませぬ、諸君の御判斷に任せます、尤も昨日の委員會に於きまして内務大臣は此中の幾部分を取消されたが如き形に相成つたのであります、即ち議會に於て多數を有すると云ふことに付ては貴族院あることは決して忘れて居ない、獨り衆議院に多數を制しても貴族院の同情あるにあらざれば内閣の生命をして長からしむることは出來ないのである、此ことは了承して吳れよと云ふことが一點であります、一點は國家は政黨の代表と云ふ譯ではない、多數の政黨を有して居つて政を誤つた時は、内閣は亡びるのである、故に善政を行ふと云ふことには努むるに依つて此邊も了承して欲しいと云ふ、斯う云ふ大體の陳述を得ましたので、此演說の一半は訂正されたものと考へるのであります、併ながら選擧法を改正する趣旨は矢張り政黨の便利の爲にするのである、政黨に屬せざる少數者に不利益であつても、是は顧慮する限りでないと云ふ大趣意の所は依然として速記錄に存在を致して居るのである、又内務大臣は決して之を取消されたのではありませぬ、

〔副議長侯爵黑田長成君議長席に著く〕

是が即ち今回區制を改正致さるゝ所の主要なる理由であると云ふことは申すまでもないことである、本員の已むことを得ずして反對を致すも亦此理由あるが故であります、此理由たるや内務大臣の說明ありて初めて然りと申すのではないので、選擧區制の變更は顯著する所何人が見ても理由茲に存するのであります、昨年英國に於て選擧法を改正いたしました節に、衆議院……下院に於ては固く小選擧區の主義を執つたのであります、上院は公平なる選擧をなすには小選擧區は不適當であると云ふ意見を有つたのであります、而して上院は大體は大選擧區にして且つ比例代表の方法に依るべきものであると云ふ意見でありました、本員は比例代表に付ては今日其可否を論ずることを避けます、何故ならば我國の事情に於て比例代表を可なりと申すことは本員斷言する能はざる所であります、兎に角英吉利の上院に於て小選擧區を不可なりとする、再々下院と交涉し最後に於て調査委員を設け委員の調査の結果矢張り大選擧區を可なりと致したるに拘らず、又々下院に於て否決を致しましたる所の裏面の内情を承はつて見まするのに、他にも種々理由はあることでありませうが其中に於ても最も重きを爲すのは、下院に於ては斯樣に考へたのでありまする、大選擧區比例代表の法を採るに於ては多數黨と少數黨の差を少からしむることになる、即ち少數黨も其力に相應したるだけの議員を出し得ることになるに依つて、多數黨として政府に立つ場合に於て權威を弱める虞があると、云ふのが第一の反對を致した裏面の理由であります、又政黨の幹部は大選擧區比例代表に致したならば、一般的に申して獨立不羈の人物を選出する場合が多い、即ち同じ黨派であつても黨の幹部の指揮命令に容易に服しないやうな人物が出る場合が多い、是は困る、斯う云ふのであります、それから尙ほ又中央並に地方の政黨機關は矢張り小選擧區を喜ぶのであります、何故ならば小選擧ならば政黨の爲に資金を供給し、若くは選擧の際に裏面の運動を助くるが爲に金を出す、或は有力なる人の推薦したる所の候補者を出す等の場合に於て、政黨の援助に依つて當選せしむることが爲し易い、政黨の援助を借らずして多數の議員が出ましたならば、政黨の節制上將來害がある、政黨の援助に依つて當選した議員の成るべく多きを望むのである、有爲達識の人物の如き出ても出なくても宜しい、候補者に對する選擧民の了解信賴等は全然之を無視して、斯の如き當選者を得ることに努めたる事例が尠くない、斯樣なことに相成るに依つて依然として小選擧區の主義を支持する、尙ほ又他の理由は下院に於ける現在の議員は小選擧區に於て政黨の援助を借りて當選して居るのである若し大選擧區になつて自由の空氣の間に廣い場所で有力なる候補者と爭ふたならば、中には落選の虞のある、者もある、と云ふやうな事情があつたと申すことであります、此事柄は本員自から取調べたものではありませぬ、即ち此議場の一席を占めて居らるる所の最も熱心なる小選擧區論者の、而かも本員の平素親友として居る人が取調べまして、或雜誌に於て世に公に致した說でございます、故に其說を借りまして本員の内務大臣の演說に對する擧評に代へますのでございます、即ち唯今の數點は内務大臣の說かれたる所を更に語つて詳なるものであらうと考へます、で果して斯の如き理由を以て區制の改正を企つると相成りましたならば、國家の大典たる憲法附屬法を取つて政黨の爲に私せんとするものであると批評する者あるも、本員之に對して辯解の言葉を有しないのであります、又之に贊成するが爲に政黨の私するを助けたりと申さるゝ如きことがあることは、本員甚だ心に恥づるのでありまする、既に此理由あるならば他の點に論及する必要は殆どないのであります、此一點に於て政府の提案を否決いたすだけの理由十分なりと考へるのでありまする、併ながら尙ほ進んで他の點を申したならば、豫て世の問題と相成つて居りまする所の小選擧區、大選擧區、何れが人物を出すに容易なりや否やと云ふ一點であります、固より大人物でありまするならば、小選擧區にしても、大選擧區にしても、選擧人は決して之を捨てませぬ、必ず當選するであらうと申すことは道理上斯く申さねばならぬのでありまする、併ながら實際に於ては事往往理と違ふことがあるのでございます、唯今の制度は大選擧區と申すなれども、一府縣を以て限界と致して居ります、其中に於て市の如き、島嶼の如き、若干の小選擧區がありまして、其他の郡部に於て大選擧區の制度を採つて居るのでございます、で此場合に於て縣下を通じて德望あり崇敬せらるゝ者が小選擧區に於て必しも當選すると申す譯にはいかぬ理由があるのであります、小選擧區に於ては、範圍が狹いだけに突如として乘出したる候補者が、俗に謂ふ所の運動宜しきを得たる時には忽ちにして當選し得る僥倖を得る場合があるのでございます、是は屢々經驗を致して居るのでございます、選擧區が小さければ小さき程、選擧有權者が少なければ少きほど、其事容易なるのであります、斯の如き狀況に依りまして當選を致したる實例を此處で明言致しまするとは、當選者に對して憚る所があるに依りまして、私は明言は致しませぬなれども

選擧の結果に付きまして、甚だ遺憾に考へたる事例は尠からぬのであります、總理大臣閣下或は其の他の内務大臣閣下の如きも、定めて遺憾に御考へになつたのであらうと考へる場合が、既往の選擧に於て屢々あつたのであります、大選擧區に相成つたからと申して、斯の如き場合が悉く矯正されると申すことは、固より斷言し得る限りではありませぬなれども、併ながら廣き區域に於て投票を求める場合と、狹き内に局限されて人と爭ふ場合に於て、有力なる人物が何れが當選し易きかと申したならば、敢へて茲に喋々の辯を要しないことであらうと存じます、此事たるや選擧權を擴張されますると、愈々其弊が明かになつて來るのであらうと考へます、有權者が知識が低下なれば低下なる程、高才逸足の輩は、巧なる運動に依つて投票を狹き區域に於て掻集めることは容易であらうと考へるのであります、又他の理由と致しましては、政府當局の見られる所は、大選擧區は小選擧區より競爭激烈なり、隨つて弊害も亦大選擧區を以て多しとする御意見でありまするなれども、本員の見る所では全く正反對に考へるのであります、單に小選擧區競爭激烈なりと申すだけでは諸君は御了解下さらぬ方があらうと存じます、競爭の激烈なると激烈ならざるとは、先づ第一の理由は候補者が多きや少なきやと云ふ點に在るのであります、廣き區域に於て當選を爭ふ所の候補者の少き場合と、狹き區域に於て當選を爭ふ候補者が多い場合と、何れか競爭が激烈になるかと云ふことは論を俟たぬことでありませうと存じます、之を統計に徵しまするに、第一回乃至第六回の總選擧は、舊法の小選擧區制度の下に於て行はれたのであります、此時に當りましては議員定數一名に對する立候補の割合は……

「議長公爵德川家達君議長席に復す」

二人「コンマ」九と云ふことに相成つて居るのであります、場所に依りましたならば獨占と唱へまして無競爭の所もありました、併しながら通じて計算を致しまして、二人「コンマ」九と云ふ數が出るのであります、七回以後は即ち現行の制度でありますが故に、大選擧區の場所と小選擧區の場所があるのでございます、即ち唯今申した如く市、市にしても東京京都、大阪は暫く大選擧區の中に計へて宜うございます、其の外の市、區及佐渡、隱岐、對馬、大島の四島司、之を以つて本員には小選擧區と稱するのでございます、其の他の郡部を以て大選擧區と致すのでございます、是れが委員會に於いて、内務省より委員に配付になりましたるところの統計に依るに、第七回總選擧より小選擧區に於いては定員一人に對し、候補者二人に對して、大選擧區は一人「コンマ」八、第八回は小選擧區一「コンマ」九に對し大選擧區一「コンマ」三、第九回は小選擧區二「コンマ」零に對して大選擧區一「コンマ」四、第十回、小選擧區一「コンマ」七に對する大選擧區一「コンマ」二、第十一回、小選擧區二「コンマ」一に對する一「コンマ」四、第十二回、小選擧區二「コンマ」一二に對する大選擧區一「コンマ」五、第十三回、小選擧區二「コンマ」三に對する一「コンマ」五、斯樣なことに相成つて居ります、試みに法定數を得ましたる所の次點者が、如何に相成つて居るかと申すことを、單に最後の總選擧、即ち第十三回選擧に付て計算を致しますると、小選擧區は平均を致しまして、一人の當選者に對して一人の次點者を有して居ります、大選擧區は一人の當選者に對して、次點者は四割一分七厘であります、斯の如く大選擧區に於ては之を小選擧區に比べまして、いつの選擧に於ても候補者の數が少い、加ふるに小選擧區に於きましては、狹き範圍に於て少數の選擧權者に對して、此間に於て輸贏を爭ふのであります、大選擧區に於ては或る區域に於て爭ふこと不利なりとする時には他の地方に出でまして選擧を爭ふ餘地があるのであります、故に小選擧區に於ては競爭が激烈に相成ると云ふことは、自然已むを得ざるの結果であります何故に小選擧區は候補者が常に多くして、大選擧區は候補者が常に少いかと申しましたならば、是は今日の如く政黨の爭の熾んなる時に於て、甲の黨派も乙の黨派も、互に己の力を計つて、所謂候補者の公認を致すのでございます、五人出し得る選擧區に於て八人九人の候補者を出しましたならば、同士討になりまするが、故に此場合に於て必勝の覺悟を致したならば五人の力の有る所へ、五人の候補者を立てましたならば、必ず當選を致すのでございます、或は六人七人を立てまして、其差のある所を互に爭ふと云ふのが、今日の競爭の實狀であります、故に大選擧區に於ては候補者を濫に立てないことになるのであります、何れの黨派にも屬せずして幹部の公認を有たざる所の候補者は自由勝手に出で得まするが故に、是は別段でありまするなれども、黨派と黨派との間には、其候補者の立て方に依りまして勝敗が定まるのであります、故に郡部に於て濫に候補者を多く立てると云ふことは、各黨派に於て愼んで之を避けるのであります、之に反して市街地の狹き所の如きは、縱令甲の黨派の地盤であり、乙の黨派は何ばかりの味方を有しないと云ふ場合に於ても、何れの途敗けるかも知れぬと云ふ場合に、或は一つやつて見たならば成功するかも知れぬと云ふので、茲に强ひて割込んで候補者を立てるのであります、此場合に於て縱し落選を致すとも、將來の地盤を造る上に於て何等かの益なしと言へませぬが故に、小選擧區に於ては必ず反對の候補者を立てるのであります小選擧區に於て競爭激烈に相成ると申すことも共等の理由が與つて居るのであります、尙ほ其上に内務大臣は大選擧區は同士討が多い、小選擧區は同士討は少い、加ふるに無競爭の場所が多い、斯う云ふ說明であります、大正六年の選擧の如き原總理大臣閣下の御德望に依りまして盛岡の如きは是まで度々の選擧を重ぬる時と同じく依然たる狀況が續きまして何人も之に對抗いたす者は生じませぬのでございます、是は例外である、尙ほ尾の道の橋本太吉君の如きも無競爭であります、此二箇所を除いて無競爭の所はないのである、加ふるに同士討の場所が成る程大選擧區でありますならは甲の黨も數人を出し乙の黨も數人を出すに依つて後で見ましたならば何れの場所でも同士討を致して居るかの如く見えます、併ながら是は自ら分野の定まるものがありまして、中には同士討を致すなれども決して到る所同士討いたすものではない、之に反して市に於て同士討を致したることは是まで政友會に於ても苦き經驗を有せられるのであらうと考へます、第十三回總選擧に於ても、御希望でありまするならば其場所を擧げて宜しい、政友會員同士互ひに鎬を切つて爭ふた場所があるのである、數箇所あるのでございます、第十二回總選擧に於ては第十三回總選擧より更に同士討が多かつたのであります、第十一回總選擧は又更に多かつたのであります、時の狀況に依つて互ひに增減はございまするなれども、既往の經驗に依れば小選擧區の方は同士討の場合が多いことは明かであります而して場所に依りますると一人の定員に對して四人五人の候補者が互に激烈なる競爭を致して居る區數も尠からぬのであります、殊に市の小なるものにして有權者の少數なる場合に於て多數の候補者が相角逐する時には其弊や堪ふべからざるものがあるのでございます、此席に於て甚だ不謹愼なる言辭を弄するやうでありまするが、御經驗の御方もありまする通り十五人の多額納稅者議員の競爭は如何であります、茲に於て小選擧區に於ては候補者が金力を以て優つて居るならば、之と對抗するには矢張り金力の相拮抗した者を立てなければならぬ、德望を以て優り、學問を以て優り、智識經驗を以て優る人があるならば、矢張り其點に於て相劣らざる人を對立せしめて爭はざる限りは到底勝利は望まれないのであります、而して、其中の一人は必ず倒れねばならぬのであります、大選擧區ならば他の區域に出でまして當選し得る場合に於て、小い區域に局限されて兩雄相食み、相立たずと云ふことに相成ることは誠に見るに忍びない場合が少からぬのであります、此席に居られますか、或は如何でありますか、現在の大臣の中にも市に於て激烈なる競爭を遊ばして苦き御經驗を有せられる方もあるのでございます、然る所悉く左樣な場合ばかりかと考へますると、茲に又意外な奇態なる狀態を呈することがあります、相當の候補者に對抗して、誠に是まで名もない人が候補に立ちまして、而して巧に運動いたしまする場合に、まさかあれは當選する氣遣ひはない、思ふて安心して居りましたのが、開票の結果意外にも其人物が當選を致した例が、是は諸君は御承知であらせられぬ御方もありませうが、總理大臣の如きは第十三回總選擧に於て御經驗になつて居るのであります、斯樣なる選擧の狀況を呈することに相成りますると、所謂運動の巧みなる者は如何なることをして居るかと云ふことを考へなければならぬ、俗に戸別運動と申す、各戸に付て賴んで歩くと云ふことがありまするが、是は大選擧區では迚も出來ませぬ、小選擧區に於ては戸別運動が爲し易いので、大選擧區に於ても戸別運動なしとは申しませぬ、何故ならば内務大臣の言はれる所の私設小選擧區と稱せられまするが、地盤なるものがありまして、大選擧區に於ても恰も小選擧區に於けるが如き根據地なるものがあります其根據地に付ての運動は矢張り戸別運動が行はれるのであります、去りながら之を小選擧區に必ず戸別

運動を爲すと云ふことに比較いたしまするならば、其弊害や稍々小なるものと考へるのであります、又買收のことに付ても、大選擧區に於てはなか〳〵行屆き難いもので、運動者等の爲に利用されまして、誠に意外の誤を致すことが往々にしてあります、小選擧區に於ては買收甚だ容易だ、互に知つて居る間に於て僅に數百人の有權者の場所がありまする今日の市に於ては……今後は九萬豪を以て一番小いと致しまするから、現在の市に於ける小い所の如き弊は甚しからぬと云ふことは私は承知いたして居りまするけれども、併ながら小い區域に於ては買收が行はれ易いと申すことは、唯今板倉子爵が言はれましたる通り、選擧の費用は大選擧區に於ては淺く廣く支出を要するのであるが、小選擧區は狹く深く行く、金の使ひ方が狹く深く行く、斯う云ふ御批評でありますが、是が即ち弊害のあると云ふことであります或る衆議院議員が私の所へ參つて小選擧區ならば僅の金で適切に買收が出來る吾々は此方を好むと言ふた人があります、其人の言の當否は私は敢て批評いたすのではありませぬが、幾分事實を言ひ得て居ると考へるのであります、要するに人心を腐敗せしめ易きものは小選擧區にあると云ふことを申して敢て過言でないと考へます、尙ほ申し落しましたが投票の買收に付て單り然るのみならず、小選擧區に於ては平素より選擧民の歡心を得ると云ふことに互に努めて居るの度が強いのであります、或は公益の爲の寄付と稱し、或は個人に對する冠婚葬祭の禮儀と稱し種々なことに於て平素より投票を得るの準備を爲すことが小選擧區に於て最も行はれ易いのでありま す故に、成金は大選擧區に於て運動をするのに便利であると云ふ御演說がありましたけれども、斯の如きことを爲すのに成金は何れの便利とするかと申したならば、必ず答へて曰く、小選擧區なる哉と申すでございませう、而して選擧の自由を、害することが何れにあるかと申したならば、即ち他の制肘干涉を受けることの度の強い所に於て自由を多く害されると考へるのでございます、小選擧區に於ては選擧の取締が容易であると申すことは、屢々當局の說明される所でありまするが、取締必しも容易なりとは私は申しませぬ、選擧競爭の激烈なる所に於ては、競爭激烈ならざる所より取締に困難を感ずることは無論であります、併ながら姑く讓つて警察の視察が行屆くとか、或は取締が付き易いとか、或は取締か付き易いとか申す說を可なりと致しましても、それだけに又之を害用して選擧の干涉を爲すと云ふことも行はれ易いと考へるのであります、選擧の干涉を爲さんと欲すれば、何ぞ必しも小選擧區に於てせん、大選擧區に於ても干涉行はれざるに非ずと云ふ反對の御說明であります、なれども、何れか干涉行はれ易きやと云ふ比較論になりました時には、小選擧區行はれ易しと申す外は無いのであります、單り政府者の干涉行はれ易きのみならず、其土地に於ける或は富豪と云ひ、或は地主と云ひ、或は僧侶と云ひ、敎員と云ひ、醫者と云ひ、是等の人が選擧區民の意思を左右することが小選擧區に於ては出來易い場合が多いと考へます、殊に地主小作人の關係の如きは最も利用され易いことであらうと考へまする、是が即ち選擧の自由を害するのであります、選擧の自由にして害されることは、即ち是亦國民代表の趣旨に悖ると考へます、內務大臣が言はるゝに、大選擧區は投票の分配が甚だ其當を得ざることがあると、即ち之を詳かに申しましたならば、黨派で例へて申せば甲の黨と乙の黨とある、甲の黨は乙の黨より優つた勢力がある、此場合に於て偶々優りたる黨派から出でた候補者が、非常なる人望を有して居つて、之に偏したる多數の投票が集つたる場合に於て、而も其投票と云ひ、已の黨派の人が或る一人に對して多數の投票を入れた場合に於て、殘りの投票を他の候補者が取るのであるが故に、反對黨が一部の投票に偏しない時に比べたならば、勢力が優れるに拘らず、出だす所の當選者却つて少きことありと言はれますのでございます、是は私も然る場合ありと認めまする、併ながら是は政黨と政黨との間に於ける選擧の掛引に存するのでありまして、候補者の立て方如何が、其結果の果して唯今の如きことがありや否やと云ふことを現はすのでございます、斯の如き場合に於て前後を顧ずして、或る一人が投票を貪りましたならば、唯今申した如き結果を見るに相違はありませぬなれども、近來の選擧は各黨派に於て意を致すこと甚た深く、斯の如き拙劣なることは先づ以て致さないやうに目擊を致して居ります、縱し之有りとするも、然らば小選擧區に於ては如何と云ふことを考へて見なければなりませぬ、小選擧區の場合に於て或る一區だけに付て申しましたならば、其區に於て優つたる力を有して居る黨派が勝つと云ふことは是は普通の論であらうと存じます、併ながら甲の區乙の區、丙丁巳の區、通して見ましたならば、奇態なる結果を生ずることがあるのでございます、甲の區に於て乙の黨派が得ましたる所の投票に比して、即ち甲の區に於ては落選の點數である、それが乙の區に於ては其落選の點數に於て當選する場合が生ずるのであります、一區一區に於て當選、落選を定めますが故に、候補者の數如何に依りましては甲の區の落選點數は乙の區の當選點數になるのであります丙の區の當選點數は戊の區の落選點數になると云ふが如き、洵に奇怪なる結果を見るのでございます、大選擧區にして投票が一人に集まるのを若し弊害なりとするならば、私は之を弊害とは認めませぬ、それだけの選擧人の望を得て居るのであるが故に、是が多數の投票を得ることは當然であると申すのでありますなれども、黨派關係に於て弊害である、困ると云ふならば小選擧區に於ては尙ほ是より困ることがあると云ふことを、茲に明言を致して置きます、又選擧人の側から見ますると、狹き區域に於て立つて居る候補者の何れかに投票をしなければならぬ、大選擧區に於ては數人の候補者に對し、其內の一人を選ぶならば、比較的已が投票をせむと欲する人に投票する機會を得られるのであります、之に反して小選擧區に於ては必ず甲若くは乙に投票しなければならぬ、已の欲せざる二人の候補者である場合に於ても、何れにか投票をしなければならぬ、志に背ける投票を爲すの已むる得ざる場合が生ずるのでございます、此場合に於て投票をするか棄權をするか、其一を選ばなければならぬことになります、又一區に於て一人を當選せしむる時には、二人、三人の候補者が必ず平均してありまするが故に、落選者に對する投票の數は大選擧區に比較いたして頗る多い、此既往の例に依りまして、舊法の小選擧區と新法の大選擧區と比較し、又新法の中の大選擧區と小選擧區とを比較いたしまして、統計上明に相成つて居りまするが、試に大正六年第十三回總選擧だけに付て茲に數字を擧げましても、小選擧區に於ては當選得票が零「コンマ」五八三、落選得票が零「コンマ」四一七、大選擧區に於ては當選得票が零「コンマ」七七六、落選投票が零「コンマ」二二四と斯樣なことに相成るのでございます、歩合が大選擧區に於ては落選投票がずつと少いのであります、此落選投票の多いと云ふことは一區に局限せられて居つて、さうして兩雄、或は三雄相立たないと云ふ結果になるのであります、即ち此落選者なるものは、代表者を帝國議會に送ることは出來ないのでございます、斯の如きは成るべく公平に國民の代表者を致さしむると云ふ前に申した所の原則に悖ることであらうと考へます、又選擧人の數の上から申しても、今回の如く小選擧區に致すのは競爭區割に依つて別つより他に便宜の方法がありませぬ故に、人口九萬豪を以て一人の議員を出だす場合、若くは十九萬豪を以て一人を出だす場合があるのでございます、九萬豪を以て一人の議員を出だす所は甚だ幸でありますが、十九萬豪を以て僅に一人を出だすものは是は不幸なりと謂はざるを得ませぬ、即ち此點に於ては公平を缺く所ありと申さゞるを得ぬのであります、又選擧の費用のことであります、選擧の費用の增加いたしたことは、是は物價の騰貴其他種々の理由もありませうが、選擧の指導者と申して宜しいか、中央に於て中心となる人の是は責任であると考へます、努めて選擧費用を多からしめたのであらうと考へます、併ながらそれに致しても大選擧區必しも費用大なりと斷言致す譯には參りませぬ、內務省より示されたる所の表に依つて之を見るに大正四年三月の選擧に於て市郡通じて一選擧區、一候補者の費す所の選擧費用は金高に於て七千二百三十三圓、其內で市に於ける平均七千三十九圓、郡七千四百十圓、島は少くなつて居ります、此場合は……三千三百圓、大正六年四月は市郡の平均七千七百圓、市が七千三百十九圓、郡八千圓七十三圓島十圓……ぢやございませぬ一萬八百六十九圓、斯樣な事になります、此上に於ては……此表の上に於ては小選擧區稍々此選擧費用が掛かるやうに相成つて居ります、此計算は內務大臣も素より當てにならぬと云ふ御斷りもあり、本員も是は信ずべからざるものである、到底眞正なる費用の調が政府に於て出來るものでないと云ふ事は明に承知いたして居りますなれども、併ながら先づ以て大體此邊であると考へて宜からうと思ひます選擧の費用の事は抑々末でありまして、何れの方法を採るが國民代表の趣意に適ひ得るや否やと云ふことが問題でありまするなれども、假に選擧の費用も亦考慮に入れて然るべきものと致しました所で唯今申上げたるが

如き計算に於て選擧法を改正致すだけの必要は毫も認められぬのであります、又選擧の費用に付きましては或る程度までは之を減少せしむろ方法なきにあらずと考へます、英國の昨年の選擧法第二十五條に於て、演說の爲に小學校の使用を許したるが如き、又其第三十三條に於て郵便物に一通信を限つて無料にすると云ふことがありまするが如き、是等の方法を採りましても尙ほ此他にも考究を致したならば採る方法なきに非ずと考へます、幾部分選擧費用を減少することが出來やうと考へるのであります、且又大選擧區にして今回の如く選擧權を擴張されましたならば、通信費の如き演說に關する費用の如き公然たる費用は增加いたしましても、裏面に於ける言ふべからざる費用は到底及ぶべからざるが爲に、之を費すことが困難に相成るのであります、或は其結果は節減をなし得るかも知れませぬ、論者は選擧權擴張に付ては選擧區は小くしなければならぬと云ふ者ありと雖も、本員は寧ろ反對に、選擧權を擴張いたしたならば、其弊を防ぐは寧ろ大選擧區制を採るべしであると考へます、又大選擧區に於ては詰らない候補者が當選すると云ふことでありまするが、是は既に先程述べました通り小選擧區に於ても寧ろ其弊が多いと存じます、此內務大臣の所謂地盤、私設選擧區なるものは、是は自然的のものである、然る所、此私設選擧區、所謂地盤なるものは飛び地にある場合もあります、他郡に跨つて居る場合もある、之を人爲的に必ず或る一定の行政區に依つて限界を致すことに相成りましたときには、其候補者に對しては不自然に區劃に定められることに相成りまして、之が爲に惜むべき議員を將來に……今後の選擧に於て失ふことが、時にあると云ふことは免れぬのでございます、論者は補缺選擧のことを頻りに說いて補缺選擧の煩累を避けるは小選擧區に如かぬ、斯う云ふのであります、又今回の法案に於ても明治四十五年の時の案と等しく小選擧區になしたるのを機として補缺選擧に關する規定を改正されて居るのでございます、即ち選擧法第七十條、七十八條の改正の如きであります、何故に此の如き改正を致されたか、本員は其理由を解するに苦しむのであります、七十條の場合は四箇年間次點者が出る場合であります、七十八條の場合は補缺選擧と稱しまして一年以後に……選擧後一年を經たる後に缺員を生じたならば、補缺選擧を行ふ、一年內ならば次點者を出すと云ふ規定であるのでありま す、今回は其一年間に次點者を出すと云ふことを改めて、初めから補缺選擧を爲すと云ふことに改正されるのであります、何の必要で斯樣に改正されますか、其說に曰く、四年前の選擧と缺員を生じたときの選擧とは時を異にして居るに依つて、其時の民意に問ふのが至當である、斯う云ふ說明であります、思ふに議員の任期たるや四箇年、是は或は立法期間とか稱する期間であります、此期間の初めに於て衆議院の構成が定まるのであります、其時の民意に問ふて議員の當選が定まるのであります、而して法律に於て一定の投票數を得たる者、即ち法定數を得たる者の中で最も多き者から當選者を採つて行くことになつて居ります、で其當選者が缺員に相成りましたときに一年間は法定數を得て居るに依つて次點者が出ると云ふのが現在の七十八條であります、此意味から申さば全部の衆議院議員は四箇年間總選擧の時の民意に依つて出て居るのである、偶々補缺議員に限つて、其當時に於て法定數を有したる者あるに拘らず、時を異にしたる民意に依つて議員に出でなければならぬと云ふことは補缺選擧の制は何れの國にもあるに拘らず、道理上本員の如きは寧ろ次點者を出した方が當然であると考へるのであります、若し本員の理由にして是なりとするならば、一年間を變更して、七十條の場合と同じく、四年間次點者を出すことにしたならば、補缺選擧の場合は大に減少し得るのであります、尙ほ此外に於ても補充員を定むるの方法もある、其他に於て種々なる方法を攻究し得るのであります、補缺選擧の現在の法律に規定があるが爲に、他に重大なる關係を有して居る所の選擧區制を一變いたさなければならぬと申す理由は甚だ薄弱であると考へますのでございます、凡そ此の如き理由に依つて區制の改正には本員未だ同意を表することが出來ないのでありまするが、茲に小選擧區必しも可なりとは言はざれども、選擧權擴張なるものが大切である、之を不可分であるとするならば小選擧區制度に反對するが爲に選擧權の擴張の此好機會を失ふと云ふことは遺憾であるが故に、已む事を得ず小選擧區の制度に改める事に贊成すると云ふ方があるのであります、又他の人は大小選擧區の制も考慮せざるを得ぬけれども、政府に於て小選擧區を止めることには到底同意がない、又衆議院との協議も纏まる氣遣ひなし、かるが故に淚を飮んで之に同意する、然らざれば人心の動搖を來す、選擧權擴張が本年通過しなかつたときには必ず普通選擧の波瀾が大きくなつて、言ふべからざる弊害を見るに至るに依つて、已むことを得ず區制の改正に贊成をすると云ふ御方が現に貴族院の中にも御在りになるであらうと想像いたすのであります、本員は選擧權擴張の可否は唯今敢て之を論じませぬなれども、今回の擴張たるや其當を得たるものにあらずと考へるのであります、斯の如き改正をなせば人心の安定して居る場合に於ても動搖を來すと考へるのでありま す、若し改正せざれば動搖を致さないものが、此改正の爲に動搖が更に甚だしく相成ると考へます、若しも此改正にして公平を得て居るならばまだ可なりと考へまするなれども此改正たるや結果甚だ不公平に相成つて居ります、國稅三圓までと申すことは、地租に適用が多くして所得稅に對して甚だ適用が少く、營業稅に至つて益々適用が少ないのである、郡部に於て恩澤を被ること多くして、市部に於て甚だ比較的少ないのである、併ながら少いだけなら宜いが、少いものが甚だ不都合な權利を得るのでありま す、本回の改正に依りますると國稅三圓、之を所得稅に付て考へまするると斯樣なことがあるのでありま す、所得稅法に依りまするると戶主家族、此場合には第三種の所得に付て申上げます、第三種の所得は五百圓までの年額收入がありまするならば、五百圓から百五十圓を引いて、三百五十圓に千分の三十を乘けて、最低度十圓五十錢の所得稅を納めるのでございます、是れが戶主と家族、同居の家族の場合に於て各個人の收入を合算いたして五百圓となるなれば納稅を致さなければならぬことに法律に依つて規定されて居ります、此の場合に於て合算額が五百圓であるが故に納稅はするが、其納稅は所得に按分して各個人の納稅になる、斯うなつて居るのでございま す、故に……而して其家族と戶主と同居し居る場合も、亦家族同士別居いたして、別居の所に於て家族同士が同居して居ると云ふ場合も同樣である、斯うなつて居る、故に二人三人の家族が其所得を合せて五百圓になる場合に於て一箇年百四十三圓、月額十二圓の收入のある人は此場合に於て三圓の所得稅を納付するのでございます、是は選擧權を得るのでございます、立派な戶主に獨立の戶主である、獨立の戶主で家族に收入のなき場合、己の收入だけであれば五百圓が一厘缺けても所得稅を納めずに濟むと同時に選擧權を有しないのである、之に反して居候であるが爲め又居候の御蔭に依つて十二圓の月給を取つて居る者が選擧權を得るのであります、法學士が四十圓の屬官に初めて出ます、有識階級であります是は選擧權を得ないで其下の十二圓取つて居る小使は選擧權を有するのである、本回の改正に依つて有權者の增加すること百四十五萬五千三百二十五人、其中で唯今の如き所得稅の爲に若し居候及居候の御蔭に依り戶主の選擧權を有する者が三十六萬三千八百二十四人であります、甚だ不都合な規定と考へます、斯う云ふものが現行法と相成つては治まりが付かぬと考へる、直ちに改正をしなければならぬと云ふことを論ずる者の出ることは極まつて居らうと考へます、幸にして心付かずに居れば已むを得ませぬで濟みますが、小使が投票に行くのに、其上に居る學士の屬官は行かれない、是は默つて居らぬと考へます、斯の如き選擧權擴張を爲すことは即ち今後に於て之を改正すると云ふ聲が大に擧がる是が動機であらうと考へます、此所までの改正を爲すなれば寧ろ初めから普通選擧のことに致されても同じであらう、之を改正する時は是より狹くはならぬ、廣くするより仕方がない、斯の如き缺點に依つて法律の改正を要求する者あるに當り、此次に改正される時は普通選擧を行ふより途はないと考へます、選擧權擴張に依つて人心の安定を得ると云ふやうなことは毫も其理由を見ざるのみならず、斯の如き擴張を取り落すのは惜むべきであるが故に、不同意ながら區制の改正に同意をすると云ふが如きは思はざるの甚しきものと考へます、區制の得失に付きまして論者は何れも外國の例云々と言はれますなれども外國に於ても新しき法律、即ち千八百九十九年に白耳義の選擧、日露戰役後の露西亞の選擧法の如き、大選擧區の制であります、英國に於きましても昨年の法律の改正に於て貴族院は大選擧區論に一致いたして居つたのであります、曩に申述べましたる如き理由に依りまして衆議院の容れる所とならぬのであります、佛蘭西其他に於て小選擧區の弊に鑑み、大選擧區論を爲す者が漸次增加いたして居ることは諸君御承知の通りであります、我國幸にして夙に大選擧區の制

度を採つて居りますことは、以て世界に誇るべきであるに拘らず、之を後に戻して今更小選擧區の制度に返しましては甚だ遺憾に考へるのであります、或は衆議院の議員選擧法であるが故に、縱し憲法上權能ありとしても德義上之に意見を挿まざることを穩當とするが如き御議論もありましたけれども、是は貴族院議員たるの職分に於て言ふべからざることであらうと考へるのであります、先年四十五年選擧法改正の際に於て斯の如き議論がありまして、當時に此演壇に於ける大選擧區論者の議論は衆議院議員の選擧法であるが故に貴族院が公平なる判斷を下さなければならぬのである、斯う云ふ論であつたのである、衆議院議員は甚だ言ふを憚る所で、衆議院議員に對して禮を失ふことでありまするなれども、或は世間に已の利害に關係するが爲に公平なる議論を爲し能はずと云ふものがあるかも知れませぬ、其議論の當否は本員の言ふべき所ではありませぬ、併ながら貴族院は公平なる判斷を下し得ると云ふことは社會之を認むるであらうと考へます、貴族院令は貴族院の決議を經るものである、衆議院の決議を經ない然るに選擧法に限つて兩院の協贊を要するのであるから、貴族院令に依つて貴族院獨り決議を爲すと同時に衆議院の選擧法に付ては聊か遠慮して然りと云ふ理論でありますかなれども、是は憲法が斯の如く規定して居るのであつて、吾々致方がない譯であります、貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族、華族及勅任せられたる議員を以て組織すると云ふ此憲法の規定に對して吾々が如何ともすることは出來ぬのでありまして、貴族院令は本來衆議院の協贊を要しないものである、貴族院令第十三條に於きまして將來此勅令の條項を改正し、又は增補する時は貴族院の議決を經べしとありまするが爲に、改正增補の勅令を公布さるるに先だつて、貴族院の議決を求めらるるなれども、是れとても他の法律の如く發案權などは決して貴族院にあるものではありませぬ、是は特に　陛下より賜はつたる貴族院の權限であります、是は他の立法の手續と全く區別して見るべき特殊の權限であります、之が爲に衆議院議員選擧法に付ては聊か異論を憚る所がなくてはならぬと申す道理は少しも無いのであります、獨り日本の貴族院のみならず、英國の上院に於ても唯今申しましたるが如く何等憚る所なく、選擧法に付て修正を試みて居るのであります、尙は罰則及定員の增加に付きましても論ずべき廉が多々ありまするなれども、餘り一人で諸君に御迷惑を掛けますことは恐縮に存じます故に、是は止めます、要するに憲法附屬の法律を改正をなすと云ふことは能々已むを得ざる必要の場合でなければ容易に企つべきものでないと考へるのでございます、議場の大勢に於て斯の如く論ずるも事益なしとは信じまするなれども、卑見の存する所を披瀝いたしまして、清聽を汚しましたのは畢竟國を憂ふるの微衷に外ならぬのでございます。

○水野錬太郎君　有松君の演說の中に私の責任上一言質して置かなければならぬことが出來ましたので御許しを願ひます。

○議長(公爵德川家達君)　宜しうございます。

○水野錬太郎君　有松君は先きほど此議場内に居る人で、而も小選擧區論者の熱心なる者の調べた論文の中にあると云ふことを引證せられたのであります恐らく是は私を御指しになつたことであらうと思ふのであります、私は國家學會雜誌に英國選擧法評論と云ふ論文を出したのであります、先ほど有松君が此法案を否決すべき理由として私の論文の一部を引證されたのであります、其文句は殆ど私の書いた文句通りでありますから、是は恐らく私の書いた論文のことであらうと思ひますが、果して左樣なことでありますれば、是は是非有松君に質して置かねと世間の誤解を來たしては恐縮いたしますから、一言私は有松君に承つて置きたい、有松君は私の論文の全部を御讀み下さつたのであるか、それとも自分の都合の好い所だけを御讀み下さつたのであるか、どうかと云ふことを承はりたい、私の書きました中で英吉利の選擧法改正案が、昨年大選擧區比例代表法が否決せられた理由の中には有松君の言はれたやうなこともあるのでありますが、併し其主要なる點は大選擧になると云ふと、選擧費用が非常に增す、其增す金額までちやんと明かに書いてあるのでありますそれから第二には補缺選擧の場合には大選擧區になりますと云ふと、少數黨の當選を困難ならしめる、即ち少數代表者が補缺選擧の場合には却つて少くなる、さう云ふやうな理由が即ち英吉利に於て大選擧區比例代表法を否決したる理由の重もなる點であります、然るに其事は一言も御引證にならずして、寧ろ外の點を御引證になつたのでありますが、それ等は全部御讀み下さつたのでありますか、さう云ふ所は御省きになつて御都合の好い所だけを御引證になつたのでありませうか、之を一つ確めて置きます。

○有松英義君　是こそ眞の御親切でありますが、水野君の國家學會雜誌中に御論じになつて居りまする ことは唯今まで本員が述べました所に付きまして、其駁擊すべき點は駁擊し終つたと考へて居ります、唯々英國の下院では英國の上院の議決を容れなかつた時の裏面の事情は斯々であると云ふことに付て一號より五號までありまする、其第一號は比例選擧なるものは小さな國、若くは殖民地に行はれ、且又其手續が煩雜であるから之れを採用しないと云ふことが一つで、それは私は申しませなんだ、其あとのことは水野君の御書きになつて居る通りであります、之を拜借いたしたのであります。

○水野錬太郎君　有松君の御辯解でありますが、それならば餘ほど事實が違つて居るのであります、私が自身に之を詳しく調べたのでありまして、有松君御自身の御調べでない、私のものを拜借したと云ふ御辯明でありますから、是は其間に多少の誤解があると云ふことだけを私は公の爲に言明して置きます

○議長(公爵德川家達君)　江原素六君。

〔江原素六君演壇に登る〕

○江原素六君　最早時間も大層進みましたから極めて簡單に一言申上げたく存じますのでございます、私は衷心より今回の選擧法改正に付きまして喜びを以つて贊成を致すのであります、第一には私個人の先入的感情として此案に贊成いたすのであります、元來此案は其初め自由黨と云ふ黨派が何處の縣に行きましても片隅に固まつて居ります、それ故に多數の議員を得ることが出來ませぬ、若し之れを一縣一選擧區にして連記にすれば、時に依ると云ふと日本の半分位は全部自由黨で占領がせられるのであつたのであります、そこで星亨と云ふ人が一縣一選擧區連記と云ふ斯う云ふ案を出しましたのであります、私は星亨其の人の知識と云ひ學問と云ひ非常に違ひます且つ星亨と云ふ人の始終辯護者であつたのでありますから、敢て表に反對は致しませぬでしたが、其の時座談的に斯樣なことを申したのであります、佛蘭西では千八百七十二年に或る政治家が大選擧區制を出しまして、其の提出者の議論とはすつかりと違つた方面に修正されまして、大選擧區制が成功した、而して其の結果は甚だ面白からずして、次の總選擧までに佛蘭西は小選擧區に改めたのでありますさうして其改め方は日本の行政區劃と佛蘭西の行政區劃とは御存知の通り大層違つて居りますから、其分け方が今回のとは違ひまして選擧候補者一人に付て一選擧區と言つて議員を標準としてそれに一つづゝの選擧區を與へると云ふやうな法律であつたのであります、歸する所は大選擧區は人物でも金が無ければどうしても出られませぬので、さうして又投票を算用することが極めてむづかしいのであります、何處の村で何票あると言つても何處の郡で何十票あると言つてもなか〳〵それは分らないのであります其時代の人が申したのに桶の中で鰌を勘定するやうなもので間斷なく動いて居るから決して確實なる投票數が得られない、さうするとどうしても投票を確實にせむとするには出來るだけたんと取らなければならぬ、大きな勢力ある人が動ともすると全部を取らむとするやうな勢になると云ふので種々樣々なる反對がありましたが、事實は矢張りさう云ふ風になつたのであります、殊に補缺選擧の時に非常なる困難が生ずると云ふことを座談で或は二箇所或は三箇所で申したのであります、私は星亨と云ふ人の說に反抗すると云ふ意味で言つたのではありませぬのであります、然るに代議士總會に於きまして大選擧區連記と云ふ題の出ましたのに偶然にも少數で僅な多數を以て大選擧區は通過したのである、其當時既にどうも大選擧區と云ふものは必ず弊があらうと云ふことを認めた趣意が多かつたのであります、それから數回の選擧に於きまして其結果を見まするとー一つの選擧を經る度に必ずや選擧界の腐敗は益〻增長するのであります、其金の要ること其運動の面倒なこと非常なものであるのであります、斯の如くして衆議院議員の選擧場裡が腐敗しまするとと合せて縣會議員の選擧にも影響を及ぼし、郡會議員の選擧にも村會議員の選擧にも大小の程度の差があるだけで、悉く選擧場裡を腐敗するやうな傾向を生じて參つたのであります、今日は大戰の後を承けまして世界各國共に財政の改良を要すると云ふ時で、其財政の改良は政府の努力も必要でありますけれども、國民箇々の自覺と云ふものを最も要する時であります、而して國家は法律上に……立法の上に存在する以上は大小の立法機關の腐るやうなことでは、決して國家改

善の目的を達することは不可能であらうと思ひます今日の選擧界は決して無學の者は出られませぬ、決して知識の無いものは出られませぬ、けれども更に出られない……困るのは金が無ければ知識があつても或は學問があつても出られないのであります、金ばかしでも決して出られませぬ、併ながら學問が無ければ……金が無ければどうしても出られませぬので、さうして其結果として候補者と或は選擧人とは或所に行きますると全く沒交渉になつて居る所があるのです、或は渡候補者と云ふ者が出來たのであります、或る有力なる金持で而も學問と人物の秀でた人でありますけれども、或時には某縣で大買收大多數で以て當選します、其次には其の縣ではもう飜つて見ないのです、さうして次の縣へ行つて大買收大多數で當選する、其次には又其次の縣に行くのですずつと縣から縣を數箇所渡して歩く渡候補者などが出來ます、候補者と云ふ者は選擧人の辯護士ではございませぬけれども或點に於きまして一方には國家の代議士地方には選擧民の全權公使たるやうな資格を以て矢張り選擧區の改良或は進歩と云ふものも決して忘れてはなりませぬのでありますが、大選擧區にして買收のみに依つて得ました代議士は選擧區とは殆ど沒交渉であるので、先頃も群馬縣の方に洪水がありまして、其縣から出ました候補者にどうか貴方の爲に大層骨折つた人の家が流れたから、ちよつと寄つて何か慰めて呉れまいかと言ひましたら、俺は忙しいから行けない、なあに選擧權は買つたのである、我々は南瓜を買つた以上は下女の惣菜にしやうが豚に食はせやうが買つた者の自由である、賣つた者に何等義理は要らないと言つて大言壯語をして言つた人もあるのです、さう云ふやうな風に此選擧場裡、或は立法部内が腐敗を致しましたならば、國家の改善と云ふやうなことは甚だむづかしからうと思ふのであります、自由黨が立てました案は貴族院に於きまして良く修正されましたのであります、ですから何も此案が貴族院で最も理想なるものとして御考へ出しになつたのであるかどうかは私は當時の事實に遡つて少しく疑ふのであります、詰り此或る野心家の議論がそれは潰れてさうして其外の方面にうまく修正されて出來たのでありまして根本的に生れたのではなからうと思ふのです、丁度佛蘭西の千八百七十二年の時にも或る野心家が「マックマホン」の政策に反する爲に、幾らか目論んだことがあつたさうであります、けれどもそれは美事に失敗したのであるのです、さうして千八百七十四年の「ヘンリーヒチック」と云ふ人の動機論の中に其事を引證してあるのです、動機の有樣を申して、動機は言語に現はれるのと腹の中とは違つた事がある、或る政黨者が一種の野心を滿たすが爲に、其野心が知れると頭から壞される、覺られないやうに出ぬと何所かにあぶない所があると云ふので、遠慮なく修正されて提出者の希望と云ふものが社會から知られもしなければ容れられもしないで終ると云ふ政黨者のことが此動機論に引いてあるのです、それでありますから日本のもそれと同じやうな有樣で大選擧區が出來たのであります、而して其結果は益々腐敗の度合を重ねるばかりになつたのであります、若し小選擧區でありましたならば全部腐敗することはありませぬ、或は一縣に一選擧區、數縣に、幾選擧區と云ふ風の必ずや模範の選擧區も出來まして、さうして各々自覺をして進んで自ら選擧區腐敗を直す事が出來るのであるのです、若し大選擧區でございましたならば若も政府が一旦干渉を致しましたならば、どんな偉い候補者、どんな大した學者と雖も政府の干渉を受けましたならば決して當選する事は出來ませぬのです、それと同時にどのやうな詰らない人でも政府の援助さへあれば必ず當選が出來る譯であるのです、警察部長が中央に居まして、また足りなければ何處から何票取れ、何處から何票取れと言つて縣の力を以て諸方から投票を集めますからどんなにでも投票が出來る、どんな人でも落選をさせることが出來るのでありますのです、此干渉ぐらゐ國民の精神を憤らせるものはありませぬけれども、どうしても是は仕方がないのであるのです、若も小選擧區で獨立して居りましたならば、政府が假令手段を以て襲ひましても、確乎たる選擧區は決して操を曲げるものではないのであるのです、例へば二十五年の選擧干涉の如き片岡健吉君、林有造君、其選擧場裡に縣廳では嚴重な竹矢來をして一人だけ往來の門を拵へて誰を入れる、片岡健吉に入れるならば通行相成らぬ、誰々を入れろと云ふのです、林有造さんの選擧區へ行きますと誰を入れる、林有造に入れるならば此所は通行相成らぬ、誰々を入れろと云ふ、畏まりましたと云つて實は中へ這入つて或は林有造君、或は片岡健吉君と云ふものを悉く入れたのです、警察の力も何も少しも効力がなかつたのであります、而して其開票の時に立會人と其他の役人が嘘の名を呼んだ片岡健吉君と書いてあつても何でも政府の候補者の名前を皆呼んだのです、林有造君と書いてあつても政府の候補者の名を呼んで、さうして其呼ばれた人が當選者となり、片岡君並に林有造君は落選者となつたのです、さうして、其開票が濟むや否や、其投票函をば裏に火を燃して置いて火の中へ入れて函を火葬にして仕舞つたのです、さう云ふことをしても政府が干渉をすれば或者を落すことが出來、或者を擧げることが出來ると云ふのでありますから、小選擧區ですら其位でありますから大選擧區に於て若し政府が干渉をしましたならば其禍は決して容易なものではございませぬのです、斯の如く既に腐敗の極點に達せむとする時に其改良の策として小選擧區に回復することは頗る時を得たものと思ふのであります、成るほど來年には人口調査も終りませう、其時まで延ばしても宜しいかも知れませぬ、私共は此に於て考へます、國家は生れて來るものにあらず、死んで去るものにあらず、永いものでありますから、そんなに急ぐことはないと同時に、急いでどうやら出來ることならば成るたけ早くしなければなるまいと思つて居るのです、今日の選擧場裡の廓淸の如きは極めて急がねばならぬのであります、何となれば近き將來には必ずや普通選擧と云ふものが自然の結果として實現になりませう、其時に於て今日の腐敗の儘で普通選擧が行はれましたならば、殆ど收拾すべからざる所のものになることは期して待つべきものであらうと思ふのです、故に今日に於て選擧區を小さく致してさうして立派な理想的の選擧界を今日から訓育することは日本の前途の爲に極めて缺くべからざる所の時期であると私は信ずるのであります決して大選擧區では選擧區の訓練とか淸潔と云ふやうなことを實行することは殆ど不可能であるのです小選擧區にしますれば其候補者或は縣會議員其他總ての者が相互に申合せて、相互に競つて風俗の改良をすることは決して不可能ではございませぬが、大選擧區では候補者と選擧民と全く沒交涉の所が頗る多いのであります、又それと同時に最も不都合なることは入會地が出來るのです、或所に政黨の主將があつて一の立派の代議士たる資格があつても、運動費がない爲に立てませぬのです、さうすると諸方から其所に行つて投票を買ふのであります、遂に其處は投票の入會場となつて、此次には其處の人が出やうと思つても己れの村から出しては[illegible]からないから成るたけ候補者を出さないやうにして相變らず、賣をするのです、投票を賣らうと云ふやうな所が既に日本では七箇所も八箇所も出來て居るのです、さう云ふ譯でございましたならば、どんなことをしても此戰後の經營の一大事項とする所の地方人心の改良と云ふやうなことは期すべからざるものであるのです、此頃も思想の問題などもございます、亞米利加に於きましては昨年十一月たしか十一日、丁度講和條約の成立の日に有數の人が「ホワイトハウス」に集つたのであります、其時に「リーグボーアナショナルユニテー」と云ふ會を拵へて、國民の思想、或は公論と云ふものを統一して、さうして發表して亞米利加全部の人心或は思想と云ふものの平衡を論ずると云ふ、或は研究をすると云ふ會が出來て居るのです、即ち我國は益々戰後の經營を完全に少しの差別なく、益々發展進歩する時には、地方の政治區畫の改良と云ふことは、最も急を要さねばならない時であるのです、勿論いろ〳〵なる所の缺點を誣ふる方があります、或は不公平と仰しやる方がありますが併ながら政治は決して本當の公平と云ふものは得られるものではないので、豫め出來得る限り公平にしまするのです、何處にも不公平と云ふものはあるべきであるので、科學とは違ふのです、或は租税の如きも決して公平ではないものです、多少の差があります、決して醫藥を「グレーン」秤で賣上げるやうな風に、細かく隅から隅まで平均するものではない多少不公平のことがあるのは、是は生物を取扱ふ社會に當然のことであるのです、でありますから今回出ました所のものも、多少理窟を言へば不公平があるかも知れませぬけれども、政治社會には多少の不公平と云ふものは幾年經つても、幾百年經つても決してなくなることはないのです、公平公平と云ふことを言つて、時勢に對して非常に必要なるものを延ばすと云ふことは、何時公平の時が來るかは殆ど解らないことであるので、殊に競爭者が多いとか少ないとか是等もなに人心の段々と進歩するに從ひまして、程宜い所に歸著するに極つて居るので、殊に競爭者の少いと云ふことが、立憲代議政體の思想では

あるまいと思ふのです、或は國民黨或は憲政會、或は自由黨と云ふものがありましたならば、假令針の目のやうな所でも、苟も己の黨派の入込む所があつたならば、競爭をして這入ると云ふことは、是は當然のことであるので、或は落選の投票數の少いのが選擧の理想だと仰しやる方もござりますが、益々競爭は相互の主義に依つて競爭をして、僅な數で勝敗の出來るのが本當の選擧であらうと思ふのです、今日は金が無ければ出來ませぬから據ろなく立たないのである、それが本當の理想であるならば、政治界は腐つて仕舞ふので、先年丸の内に大きな大名屋敷それを一つに合せて、更に雛島の三崎町まで一つに合せて、たつた一人で之を買ふ者に賣らうと言ひましたけれども、誰も買手が無い、そこで岩崎さんが國家の爲に大奮發して、一手で買つて下さつたのである、今日はさう云ふ世の中ではなからうと思ふ、選擧場裡はさう云ふ風に金持が獨りで專横する時ではあるまいと思ひますから、其候補者が少いとか、或は落選者の點數が少いなどと云ふやうなことは、進歩的の世の中には少しく合はないかと思ふのであるのです、矢張り少數なる碁打は、五票が六票で勝敗が附くのが面白いのであつて、二十票も三十票も負けるのは笊碁であつて、或は相撲取も、成るたけ勝つ人が多くして負ける人が少いならば、多くの相撲取は土俵で以て獨り相撲でも取らなければそれだけに行かないので、故に候補者が少いとか、或は落選者の點數が少いから、故に大選擧區が理想であると云ふやうなことは、極めて實際と遠い論だと思ふのであるのです、兎に角も戰後の經營として此立法機關、小さければ村、或は郡、縣、進んでは此中央議會の議員たる者の選擧に付て、極めて高潔に、極めて理想的なる選擧の出來るやうに訓練することが一方には他日の普通選擧の爲にも極めて必要でありまして、今日一日も早く區制の改良をして、さうして後來の爲に一大訓練をして、さうして戰後の經營をして、世界各國に一歩も劣ることのないやうにしたいと思ひまして、今日は極めて適當なる時機にして、時機のみならず此小選擧區は選擧界を廓淸するのに是より外に途は無いのであると信じますれば、私は滿腔の喜びと敬意を以て、此案に贊成を表する者であります。

〇伯爵大木遠吉君　討論終決の動議を提出いたします。

〇和田彦次郎君　討論終結に贊成。

〔其他「贊成」と呼ふ者多し〕

〇議長（公爵徳川家達君）　大木伯爵の討論終結の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〇議長（公爵徳川家達君）　御異議ないと認めます、本案の第二讀會を開くべきやの採決は、記名投票を以て致します……諸君に別段申上げる必要もないかも存じませぬが、念の爲め申上げます、本案の第二讀會を開くべしとする諸君は白色票、開くべからずとする諸君は青色票を、投票函に御投入を請ひます例に依りまして議席へ投票を受取りに差出します。

〔書記官投票を取集む〕

〇議長　公爵徳川家達君）　投票漏れはございませぬか……投票漏れ無いと認めますから、書記官をして投票を計算いたさせます。

〔書記官投票を計算す〕

〇議長（公爵徳川家達君）　記名投票の結果を御報告に及びます、投票總數二百二十八、白色票を投じたる者、即ち本案の第二讀會を開くべしとする者二百十六、青色票を投じたる者、即ち本案の第二讀會を開くべからずとする者十二、故に本案は第二讀會を開くべきものと決しました。

〔參照〕

贊成　二百十六名
反對　十二名

贊成者氏名

侯爵黒田長成君　侯爵徳川頼倫君
侯爵蜂須賀正韶君　侯爵花山院親家君
侯爵徳川圀順君　侯爵細川護立君
伯爵萬里小路通房君　伯爵吉井幸藏君
伯爵大木遠吉君　伯爵柳原義光君
伯爵副島道正君　伯爵津輕英麿君
伯爵小笠原長幹君　伯爵堀田正恒君
子爵伏原宣足君　男爵野村素介君
男爵高平小五郎君　男爵小澤武雄君
服部一三君　子爵藤波言忠君
平山成信君　子爵唐橋在正君
子爵一柳末德君　子爵大宮以季君
子爵青山幸宜君　子爵山口弘達君
子爵鍋島直虎君　子爵土方雄志君
子爵京極高德君　子爵松平康民君
子爵久留島通簡君　子爵本多實方君
子爵舟橋遂賢君　子爵勘解由小路資承君
子爵本多忠敬君　子爵藤谷爲寛君
子爵樋口誠康君　子爵稻垣太祥君
子爵毛利高範君　子爵東坊城德長君
子爵松平直平君　子爵松平直德君
子爵青木信光君　子爵冷泉爲勇君
子爵牧野忠篤君　子爵酒井忠亮君
子爵永井尚敏君　子爵伊集院兼知君
子爵五辻治仲君　子爵細川立興君
子爵前田利定君　子爵櫛笥隆督君
子爵森清君　子爵西大路吉光君
子爵井上匡四郎君　子爵五條爲功君
子爵榎本武憲君　子爵京極高備君
子爵京極高義君　子爵今城定政君
子爵水野直君　子爵吉田淸風君
子爵大給近孝君　子爵本多忠鋒君
子爵豐岡圭資君　子爵藪篤麿君
子爵秋月種英君　子爵伊東祐弘君
子爵片桐貞央君　子爵大河內正敏君
子爵堤雄長君　子爵白川資長君
子爵野村益三君　子爵池田政時君
子爵丹羽長德君　子爵米津政賢君
子爵淸岡長言君　子爵八條隆正君
子爵立花種忠君　子爵新庄直知君
子爵小笠原勁一君　子爵西尾忠方君
子爵大浦兼一君　子爵板倉勝憲君
子爵米倉昌達君　淺田德則君
小野田元凞君　男爵石黒忠悳君
男爵山中信儀君　阿部浩君
松室致君　大山綱昌君
男爵杉溪言長君　北里柴三郎君
男爵山根武亮君　男爵沖原光孚君
男爵村上敬次郎君　小牧昌業君
黒岡帶刀君　江木千之君
男爵山內萬壽治君　荒川義太郎君
和田彦次郎君　柴田家門君
河村讓三郎君　男爵宇佐川一正君
男爵高千穗宣麿君　石塚英藏君
男爵村木雅美君　男爵西村精一君
小松謙次郎君　男爵坂本俊篤君
山本達雄君　大谷靖君
岡喜七郎君　古市公威君
男爵西紳六郎君　內田嘉吉君
男爵太秦供康君　男爵田健治郎君
男爵武井守正君　男爵內田正敏君
男爵藤井包總君　男爵山內長人君
荒井賢太郎君　男爵南岩倉具威君
水野錬太郎君　上山滿之進君
男爵平野長祥君　男爵山內豊政君
男爵小早川四郎君　男爵竹腰正已君
男爵高橋是淸君　男爵毛利五郎君
男爵若王子文健君　男爵德川厚君
男爵千秋季隆君　男爵北大路實信君
男爵斯波忠三郎君　男爵安場末喜君
男爵伊丹春雄君　男爵黒川幹太郎君
男爵長松篤棐君　男爵神山郡昭君
男爵楠本正敏君　男爵淸水資治君
男爵横山隆俊君　男爵安藤直雄君
男爵藤村義朗君　男爵二條正麿君
男爵小畑大太郎君　男爵藤堂高成君
男爵辻太郎君　男爵東鄉安君
男爵池田長康君　男爵岩佐新君
男爵高崎弓彥君　男爵藤田平太郎君
石井省一郎君　谷森眞男君
中島永元君　湯地定基君
原保太郎君　藤田四郎君
鮫島武之助君　仁尾惟茂君
高橋琢也君　石渡敏一君
加太邦憲君　阪本釤之助君
若槻禮次郎君　福永吉之助君
橋本圭三郎君　山之內一次君
鍋島桂次郎君　古賀廉造君
磯部四郎君　杉田定一君
室田義文君　安樂兼道君
安立綱之君　南弘君
菅原通敬君　西久保弘道君
岡田文次君　市來乙彥君
永田秀次郎君　大谷嘉兵衞君
大村彥太郎君　江原素六君
大坂金助君　野々村久次郎君
八木久兵衞君　伊藤傳七君
佐藤友右衞門君　鎌田榮吉君

田中　源太郎君　　竹村與右衞門君
伊丹　彌太郎君　　二階堂三郎左衞門君
矢口長右衞門君　　中村　圓一郎君
藤本　閑作君　　高橋　源次郎君
土田　萬助君　　西川　甚五郎君
大森　慶次郎君　　田中　淸文君
勝田　銀次郎君　　平尾　喜三郎君
横山　章君　　竹内　楠兵衞君
高橋　陸一君　　三木　與吉郎君
成淸　信愛君　　櫻井　伊兵衞君

反對者氏名

侯爵佐竹　義春君　　侯爵佐々木　行忠君
伯爵柳澤　保惠君　　山脇　玄君
子爵加藤　高明君　　高崎　親章君
有松　英義君　　男爵阪井　重季君
高田　早苗君　　高橋　作衞君
湯淺　倉平君　　鈴木　總兵衞君

○侯爵德川賴倫君　直ちに第二讀會を開かれむことを希望します。

○平山成信君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに本案の第二讀會を開きます全部を問題に供します、全部原案に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○侯爵德川賴倫君　直ちに第三讀會を開かれむことを希望いたします。

○平山成信君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直に本案の第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

本日衆議院より左の法律案を提出せり

農會法中改正法律案

○議長（公爵德川家達君）　此際諸君に申上げたいことがございます、先刻伊藤男爵は特に令息伊東安吉君をして議長を訪問せられました、今朝黑田侯爵の發議に係る皇太子殿下の御成年式祝賀に關する動議に際し、同男爵は所勞の爲め議長の宣告を十分に了解することを得ざりし結果、表決に當り起立せざりしため、黑田侯爵の動議を全會一致にて決するを得ざるの結果を招きたるは甚だ恐懼の至に堪へませぬ、全く同男爵の本意に非ざりし旨を述べられました、此事を特に御報告いたします、此際諸君に御諮り致したいことがございます、唯今書記官をして報告を致させました農會法中改正法律案の第一讀會を議事日程を變更いたして此際開きたいと考へます、御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

農會法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正八年三月二十五日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

農會法中左ノ通改正ス

第一條ノ三　農會ノ經費ハ市町村農會ニ在リテハ會員ノ負擔トシ其ノ他ノ農會ニ在リテハ之ヲ組織スル農會ノ負擔トス

市町村農會ノ經費ハ滯納スル者アル場合ニ於テ市町村農會長ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ市町村農會ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘシ

前項徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村、水利組合其ノ他之ニ準スヘキモノノ徵收金ニ次クモノトス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○議長（公爵德川家達君）　特別委員の氏名を書記官をして報告いたします。

〔成瀨書記官朗讀〕

農會法中改正法律案特別委員

伯爵廣澤　金次郎君　　子爵松平　直平君
阿部　浩君　　岡田　良平君
原　保太郎君　　湯淺　倉平君
星島　謹一郎君　　山田　敬君
高橋　陸一君

○議長（公爵德川家達君）　會期切迫の際でありますから唯今指名いたしました特別委員會に於きましては、成るべく速に正副委員長の選擧を行はれ議長へ御屆を願ひます、今日は大分時間が移りましたから是で議事は了らうと考へます次の議事日程、即ち明二十六日は午前十時より開會いたします、議事日程は決定次第御通知に及びます、本日は是にて散會。

午後八時八分散會

○大正八年三月二十六日（水曜日）

午前十時十四分開議

議事日程　第二十五號

第一　請願委員長報告

第二　大正六年度豫備金支出の件（承諾を求むる件）（衆議院送付）　會議（委員長報告）

第三　大正六年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件（承諾を求むる件）（衆議院送付）　會議（委員長報告）

第四　大正六年度特別會計豫備金支出の件（承諾を求むる件）（衆議院送付）　會議（委員長報告）

第五　大正六年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件（承諾を求むる件）（衆議院送付）　會議（委員長報告）

第六　大正六年度大正三年臨時事件豫備費支出の件（承諾を求むる件）（衆議院送付）　會議（委員長報告）

第七　大正六年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件（承諾を求むる件）（衆議院送付）　會議（委員長報告）

第八　大正六年帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件（承諾を求むる件）（衆議院送付）　會議（委員長報告）

第九　都市計畫法案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第十　市街地建築物法案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第十一　阿片法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第十二　大正四年法律第十六號中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第十三　大正五年度歳入歳出總決算、大正五年度各特別會計歳入歳出決算報告　會議（委員長報告）

第十四　農工銀行法中改正法律案（衆議院提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第十五　金祿公債證書不足額下付に關する請願　會議

第十六　金祿公債證書不足額下付に關する請願　會議

第十七　金祿賞典祿下付に關する請願　會議

第十八　金祿賞典祿下付に關する請願　會議

第十九　特別用驛規則中改正の請願　會議

第二十　三本松區裁判所復設の請願　會議

第二十一　野崎郵便局に集配事務開始の請願　會議

第二十二　坂上郵便局桑野郵便局間に遞送開始の請願　會議

第二十三　野洲郵便局に電信並集配事務開始の請願　會議

第二十四　家祿賞典祿下付に關する請願　會議

第二十五　阿讃連絡鐵道東讃線敷設の請願　會議

第二十六　上越鐵道中高崎澁川間工事速成の請願　會議

第二十七　福岡縣三瀦郡大野島村に無集配郵便局設置の請願　會議

第二十八　大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の請願　會議

第二十九　東太良郵便局に集配事務開始の請願　會議

第三十　區裁判所管轄區域變更の請願　會議

第三十一　勝山區裁判所出張所設置の請願　會議

第三十二　伯備線鐵道速成の請願　會議

第三十三　興部枝幸間鐵道敷設の請願　會議

第三十四　帝國在鄉軍人會國庫補助の請願　會議

第三十五　鶴岡大泉間輕便鐵道敷設の請願　會

議

第三十六　白水輕便鐵道敷設の請願　會議

第三十七　北海道上川郡人舞村に帶廣區裁判所出張所設置の請願　會議

第三十八　軍人恩給法中改正の請願　會議

第三十九　鶴岡區裁判所狩川出張所設置の請願　會議

第 四 十　軍人恩給法中改正の請願　會議

第四十一　町村長表彰規則制定に關する請願　會議

第四十二　根室港修築速成の請願　會議

第四十三　利根江戸兩川浚渫の請願　會議

第四十四　海嘯被害防禦に關する請願　會議

第四十五　日本住血吸蟲病豫防撲滅事業費國庫補助の請願　會議

第四十六　伯備線鐵道速成の請願　會議

○議長（公爵德川家達君）　是より諸般の報告を致させます。

〔長書記官朗讀〕

昨二十五日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律案

大正八年度歲入歲出總豫算追加案（第二號）

衆議院議員選擧法中改正法律案

同日政府より左の訂正書を受領せり

大正六年度官有財產增減異動報告訂正書

○議長（公爵德川家達君）　是より會議を開きます陸軍大臣より發言を求められましたから許可致します

〔國務大臣田中義一君演壇に登る〕

○國務大臣（田中義一君）　私は西伯利亞に於ける狀況を此會期切迫の折柄皆樣に報告を申上げます必要があると思ひます、概略の狀況を此所で申述べます尙ほ此詳細のことに付きましては、本日中に軍隊の行動しました經過を圖に描きましたものを添へて皆樣の御手許に提出することに致して置きます、御承知の通りに昨年八月我が軍隊が出動いたしました以後、我が軍隊の行動は極めて敏速でありましたと云ふことの爲に極東露西亞の過激派は漸次沈默の狀況になつたのであります、又沈默いたしますと共に過激派は各地に分散いたしまして、此大部分は我軍の合擊乃至包圍に抵抗することが出來ずして、遂に大部分は「ブラゴエシチエンスク」附近に於て全く一時潛伏を致したのであります、其後に於きましては、我軍の總ての行動を統一し、又此軍事關係の政務乃至運輸交通に關する事項を總て統一的に組織する必要があります爲に、是等の業務を擧げて浦鹽派遣軍司令官に屬せられたのであります、又それと共に第三師團、即ち後貝加爾州に出動して居りました第三師團及第七師團と共に浦鹽派遣軍司令官の指揮に這入つたのであります、此總ての軍隊の業務を統一指揮せしめまするると共に更に將來の極東露領に於ける我が軍事の行動に關する方針を決定すると云ふ必要があつたのであります、そこで此方針と致しましては、浦鹽派遣軍司令官をして漸次分散いたして居りました兵力を必要な地點に集結をさせまして、而して該地方の治安を確實に保持せよと云ふことに指示されたのであります、又此兵力を集結いたしました地點以外に生じた所の過激派の騷擾に對しましては我軍の自衞上必要である場合には致方がないのでありますが、左もなければ成るべく露國の官憲をして之を鎭定せしめることが必要である、若しも此露國の官憲の兵力が足らぬ場合に於ては適當の措置を執つて宜しい、斯う云ふことが其際に於ける我軍の行動の方針であつたのであります、之を他の言葉を以て申しますれば露國の穩健分子を援助して治安を維持すると云ふことを以て一般の方針と爲すと云ふことであります、然るに一度四散潛伏いたしました所の此過激派は、更に隱微の間に於て再擧の計畫をしたやうであります、其方法と致しましては先づ密に各村に代表者を置いて、又主要なる地點には此同主義の支部を設けて、さうして密に「トロツキー」の名前を以て軍隊を徵募したやうであります、此狀況が生じますると共に各地に潛伏して居りまして、衣食に窮して居る所の過激派の兵卒は三々五々、何れの方面からも遂次に集つて來たやうであります、而して此勢力が段々日に增し增加しまするると共に、彼の行動も亦不穩の狀態を現はして來たのであります遂に「ブラゴエシチエンスク」附近を根據と致しまする過激派の首領たる所の「ムーヒン」と申します者の指揮の下で集つた者が最も力が强かつたやうであります、去りながら此「ムーヒン」の指揮下にありまする者が、此首領の節制に從はずして、一月十日に三四百の過激派の兵力を以て、「アレキセフスク」と云ふ所の東北方約十里ばかりに在ります「マザノワ」と云ふ所に居ります日本の僅な部隊を急襲したのであります、此襲擊をしたと云ふことから、端なくも彼れの計畫が暴露したのであります、我軍が彼れの計畫を諜知することが出來たのであります、此場合に於きまして、各所に潛伏して居りまする所の浮浪の徒が、段々又之に附和雷同して、遂に良民の財力を掠める、又交通線を遮斷をすると云ふやうな危險な行動を執つて來たのであります、又折から丁度此際御承知の例の巴里會議に於きまして「プリンセス」島に露西亞の過激派を招致すると云ふことがありました爲に、彼等は米國が過激派を私援をするものであるかの如く誤解を致した、此誤解と云ふものが又一面彼等の氣勢を昂奮せしめたと云ふこともあるやうであります茲に於て此報告を受取りまして陸軍當局は軍司令官に、苟も治安を攪亂する目的を以て兵器を携へて我軍に抵抗する者は之を抑壓せよと云ふことの指示を與へたのであります、然るに此敵は益々兵力を集結いたしまして、遂に大擧して「ブラゴエシチエンスク」を居らんとするやうな狀況になつたのであります、此場合には我軍の守備して居りまする區域を侵し、或は鐵道を破壞し乃至は電線を切斷をして、日に我軍を强迫するやうな露骨なる行動を執るやうになつたのであります、然るに露國官憲の兵力は到底之を制壓をすることは出來ない、そこで第十二師團長は即ち先刻申上げました指示せられた所の方針に從ひまして彼等に茲で大なる打擊を與へなかつたならば、到底黑龍州の治安を維持することが出來ぬと云ふことから「ブラゴエシチエンスク」に於ける所の第十二師團から派遣して居りまする山田少將の守備隊をして、露國の黑龍哥薩克から成立つて居ります所の所謂黑龍州六隊なるものと協同を致しまして此過激派を掃蕩すると云ふことに從事いたしたのであります、其概況を搔摘して申上げますると、二月上旬以來「ザウイタヤ」と申します土地の附近に於きまして、過激派が蜂起を致しました、而して良民を掠奪し、又我が守備隊を襲擊せんとすることの企がありました、此報告に接しまして、第十二師團の高橋支隊が「ブラゴエシチエンスク」に居りまする所の山田少將の支隊の一部と協同いたしまして、各所に隱顯出沒する所の過激派を掃蕩することに著手を致しました、此際御記憶でもありませうが、二月の十七日に「アンドレフカ」と申します所に於て約五百の敵と衝突を致しました、茲で戰鬪を二時間繼續を致しました、此二時間は時間は短くありましたけれども、隨分激戰であります、此際敵に大なる損害を與へたるものと見えまして、過激派は此處に約二百の死體を遺棄して退却を致しました、其際我が支隊に於きましても堀少佐以下將校五人、下士以下四十名の死傷者を出したのであります、又山田少將は過激派の狀況が容易でないと云ふことを察知いたしました爲に、先づ彼に十分の打擊を與へ、此變を大ならしめないやうに、而して露國の良民をして此日本軍の保護の下に安堵せしめると云ふことが最も必要であると考へまして、二月二十日に「ブラゴエシチエンスク」を出發いたしたのであります、此山田少將の指揮して居ります支隊の出發したのを見まして敵は漸次北の方に退却を致しました、此時に丁度「ハバロンスク」から新に到著いたしました所の田中少佐の率ひて居ります二中隊より成る大隊が此所に到著いたしました、其所で山田少將は此田中大隊を「ユフタ」と云ふ所に派遣いたしました時分は「アレキセフスク」の方から漸次敵を壓迫し、此田中大隊を以て敵の退路を遮斷すると云ふ方法に出たのであります、此所に於て此敵は所謂進退谷まる狀況に陷つたので、其所で退路を遮斷せんとして行動いたしました所の田中少佐の率ゆる方面が、比較的兵力が少ないのであります、で此方面に向つて敵は重圍の中より脫出せんことを企てたのであります是は所謂窮鼠却て猫を嚙むと云ふやうな狀況になつたのであります、此田中大隊に對戰いたしました敵は約二千以上の敵であります、此田中大隊は僅に二中隊であります、此田中大隊は即ち十倍以上の敵と對抗をしたと云ふことになるのであります、遂に此過激派は橇を利用いたしました爲に敵に包圍された形になりまして、茲に全隊が實に悲痛壯烈なる戰死を遂げたのであります、此時に二中隊の中で負傷をして生殘つた者は僅に九名であります、此敵は田中少佐の大隊と戰鬪を交へました後に、更に退却の方向を轉換いたしまして東北方の方に退却を始めたのであります、去りながら一方高橋大佐の率ゆる支隊の爲に急追せられまして、兎に角何れの地點にも停止する事出來ずして三月二日に「パウロフスコエ」

と云ふ所に逃げたのであります、其翌日更に「ボチカレオ」と云ふ方面から前進いたしました高橋大佐の指揮する一部と此敵を南方面から夾擊したのである、而して殆ど此敵に全滅的打擊を與へました爲に敵は約五百の死體を棄てゝ潰亂をして南方に退却いたしましたのであります、又山田少將は益々敵を急追いたしまして、三月十日に「ブレヤ」と云ふ所に達したのであります、此際新に增加いたしました第十二師團の田所大佐の指揮して居ります所の部隊、又第三師團から新に增加しました岡田大佐の指揮して居りまする部隊並に航空隊を山田少將が併せて指揮することになりまして、さうして鐵道線路に沿ふて北の方に退却する、敵を益々急進いたしました、敵は此退却いたします途中停車場を破壞し、或は鐵道橋を破壞する、乃至は村落を掠奪し、或は若い青年を誘拐し乃至は婦女を掠め……婦女を辱しめると云ふ樣な極めて亂暴狼藉の行動を執りましたが、我軍は一日も休まず之を急追をいたしました爲に、遂に昨今は最早過激派は到底日本軍に抵抗することは出來ぬ、所謂戰鬪の士氣を全く喪失いたしまして更に兵器を捨てゝ郷里に隱れるやうな狀態でありますから、此方面の狀況も不日鎭定する事だと思ひます、概略右申し述べました如く我軍が早く此過激派の計畫を承知いたしまして之に應ずる處置を取りました爲に此過激派の計畫を未前に防遏する事が出來ましたのは實に至大の幸福と思ひます、殊に先刻申上げました首領の「ムーヒン」なる者は露西亞軍の手に捕へられ遂に銃殺されたと云ふ狀況でありますから先づ此所に此方面の一段落を告げることになるのであらうと存じます、要するに我が軍隊は此極寒の場合に於きまして行動が極めて敏速を要すると云ふこと、又地形に不案內である爲に、突然敵に襲はれたと云ふことはありましたけれども能く艱苦缺乏に堪へ奮鬪努力いたしました、其行動は實に賞讃に値することと思ひます、依つて昨年夏以來各地に轉戰いたしまして所謂帝國軍の威武を發揚いたしました所の第十二師團は其勞苦も亦多大なものであると思ひますので、近く他の師團と交代せしむると云ふ計畫を有つて居るのであります、又第七師團は既に此戰爭前より滿洲に駐屯いたしました軍隊であります駐屯期も既に二年を經過して居ります、それ故に此第七師團も亦近く第十六師團と交代して內地に歸還せしめることになつて居ります、第三師團は遲く出動いたしましたのでありますから、今直ちに交代はさせると云ふ時期ではないと思ひますが、何れ本年の末迄には此師團も亦交代をさすべきものだと考へて居ります、右概略申述べました戰況に應じまして、我軍の大正八年一月以後の死傷者は戰死者が三百一名、負傷者が百五十八名に達して居ります、唯今申上げましたのは概略の狀況でありまするが、何れ先刻申上げましたやうに、此軍事行動を尙ほ詳細に記述いたしまして、且御諒解し易い爲に地圖を附けまして皆さんに提供いたしまするから、此書類に付て御覽を願へは尙ほ詳細のことは御諒解下さると信じます、今回我軍の行動いたしました區域は「ブラゴエシチエンスク」方面で約二百五十哩の區域の所でございます、丁度日本の里數に致しますと約百里の行動區域であります、此時の過激派の兵力はどれだけであつたらうかと申しますと、的確には分りませぬが、少くも三千以上の兵力であつたらうと思はれます、直接此掃蕩に從事いたしました日本の兵力は千六百位の兵力であります、附加へて申して置きまするが、今日我軍の守備して居りまする區域は約四千哩の長さに亘つて居ります、日本の里數にしますると約千五百里ばかりの長さに亘つて日本軍が今日治安を維持して居ります狀況であります、之を附加へて申述べて置きます。

○議長（公爵德川家達君） 日程第一、請願委員長報告、細川侯爵。

〔侯爵細川護立君演壇に登る〕

○侯爵細川護立君 第三回の御報告を致します、三月九日より三月二十五日まで委員會を三回、分科會を十一回開きました、文書表の報告を二回、特別報告を三回いたして居ります、請願書の受領件數が百二十七件、三百九十五通、連署の人名が一萬三百三十六名であります、審査の經過及結果を申しますと第二回報告の際に文書表に掲載いたしましたものゝ中で審査未了のもの百三十件、百九十通、及第二回報告後文書表に掲載いたしました件數百五十三件、四百六十一通、合計二百八十三件、六百五十一通、此中院議に付すべしと議決いたしましたものが三十九件、百十二通、院議に付するを要せずと議決いたしましたものが四十七件、七十二通、審査未了のものの百九十七件、四百六十七通ございます尙ほ此會期を通しまして全體の結果を申します、委員會九回、分科會三十四回、文書表の報告が九回で、特別報告が八回になつて居ります、全體の請願文書の受領件數が四百二十四件、八百七十三通、連署人名數が三萬四千八百六十八名になります、其中の請願文書表に掲載いたしました件數四百十三件、八百六十二通であります、此結果院議に付すべしと議決いたしました、即ち採擇を致しましたものが百三十件、二百六十九通、院議に付するを要せずと議決いたしました、即ち不採擇が八十六件、百二十六通であります審査未了のものが百九十七件、四百六十七通になりまず文書表に未だ掲載いたしませぬ件數が十一件で十一通になつて居ります、是は昨日の午後四時の締切であります、此段御報告いたします。

○議長（公爵德川家達君） 諸君に於て御異議がなければ日程第二より第八迄は同一委員に付託せられましたから、委員長報告も之を一括したいと考へます

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 日程第二、大正六年度豫備金支出の件、第三、大正六年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件、第四、大正六年度特別會計豫備金支出の件、第五、大正六年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件、第六、大正六年度大正三年臨時事件豫備費支出の件、第七、大正六年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件、第八、大正六年度帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件、承諾を求むる件、衆議院送付、會議、委員長報告、石井省一郞君。

大正六年度豫備金支出の件
大正六年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正六年度特別會計豫備金支出の件
大正六年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正六年度大正三年臨時事件豫備費支出の件
大正六年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件
大正六年度帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件

右承諾すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月二十四日

右特別委員長 石井省一郞

貴族院議長公爵德川家達殿

〔石井省一郞君演壇に登る〕

○石井省一郞君 唯今議題に上りました大正六年度豫備金支出外六件、承諾を求むる議案に付きまして、特別委員會の經過及決議を御報告に及びます、此議案の內容は御承知の通り九省一院に亘りまして其件數も甚だ少なくありませぬ次第であります、且つ其支出金額は一般會計豫備金特別會計豫備金、其他國庫剩餘金等を合せまして一億六千六百二萬八千八百八十六圓の巨額でございます、之に依つて委員會は去る二十日より三回相開きまして、愼重に審査の上、各主務政府委員にそれ〲質問應答を重ねたる後、討論に移りまして、審議の上一委員より意見を提出せられました、其意見を申上げます、補充科目に屬する費途は其補充科目たるの爲に豫算を過少に見積り第一豫備金の支出を滋くし、第二豫備金に付ては、一二不急の事項に對し支出を爲したるものあり國庫剩餘金に付ては其內容を見るに、恰も第三豫備金たるが如き觀あり、豫備金の增加に拘らず其實擧がらず、政府は一層其支出を緊縮するの要あるべし、又臨時事件費に付ては時局の名の下に頻に官吏の外國派遣を企て、其他名を時局に藉り、職員の增置、事務の擴張を行ふものあり、純然たる臨時費と一般歲入支辨のものと混同する處ありて、政府の注意を要すべし、然れ共大體に於ては、承諾を與へて然るべしと認むるが故に、唯今議題となりたる問題は、承諾を與ふべきものと決せられむことを望む之に付きまして各委員諸君も此意見に贊同をされまして、遂に承諾を與ふることに決定いたしました、此段御報告を致します。

○議長（公爵德川家達君） 唯今委員長の報告せられました七つの承諾を求むるの案は、一括して問題と致したく思ひます、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます、皆承諾を與ふることに御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます此際議事の都合上休憩を致します。

午前十時五十四分休憩

午後一時三十八分開議

○議長（公爵德川家達君） 是より報告を致させます

〔成瀬書記官朗讀〕

本日豫算委員長より左の報告書を提出せり

大正八年度歳入歳出總豫算追加案（第三號）修正報告書

大正八年度各特別會計歳入歳出豫算追加案（特第一號）可決報告書

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第二號）内務省所管土木費借入金利子補給及大藏省所管南滿洲鐵道株式會社利益配當可決、農商務省所管帝國開墾株式會社補助否決報告書

大正八年度歳入歳出總豫算追加案（第四號）可決報告書

○議長（公爵德川家達君）　是より午後の會議を開きます、此際日程を變更いたして唯今書記官の報告いたした大正八年度歳入歳出總豫算追加案第三號、大正八年度各特別會計歳入歳出豫算追加案特第一號、豫算外國庫の負擔となるへき契約に關する件追第二號、大正八年度歳入歳出總豫算追加案第四號の會議委員長報告を加ふることに御異議はございませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、付ては此際豫算委員長の報告を求めます。

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に傚ふ〕

一大正八年度各特別會計歳入歳出豫算追加案（特第一號）

一大正八年度歳入歳出總豫算追加案（第四號）

右衆議院より送付したる各案を審査し衆議院議決案の通可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月二十六日

豫算委員長　浅　田　德　則

貴族院議長公爵德川家達殿

一豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（追第二號）

右衆議院より送付したる案を審査し一般會計内務省所管土木費借入金利子補給及大藏省所管南滿洲鐵道株式會社利益配當を可決し農商務省所管帝國開墾株式會社補助を否決せり依て及報告候也

大正八年三月二十六日

豫算委員長　浅　田　德　則

貴族院議長公爵德川家達殿

一大正八年度歳入歳出總豫算追加案（第三號）

右衆議院より送付したる案を審査し別册の通修正せり依て及報告候也

大正八年三月二十六日

豫算委員長　浅　田　德　則

貴族院議長公爵德川家達殿

（行間空なきものは委員會の修正、──は同削除の符號なり）

（七頁）

豫算

第一條　大正八年度歳入歳出追加額ヲ各千四百四拾八萬六千參百五拾九圓　千四百七拾八萬六千參百五拾九圓ト定ム其ノ款項ノ金額ハ別册甲號歳入歳出豫算ニ據ルヘシ

（九頁）

甲號

歳入臨時部

第十六款　前年度繰入金　金千參百四萬六千參百五拾九圓　千參百參拾四萬六千參百五拾九圓

第一項　前年度繰入金　金千參百四萬六千參百五拾九圓　千參百參拾四萬六千參百五拾九圓

歳入臨時部合計金千四百四拾八萬六千參百五拾九圓　千四百七拾八萬六千參百五拾九圓

（一四頁）

農商務省所管

第一款　産業獎勵費　金參拾萬圓

第十八項　帝國開墾株式會社補助　金參拾萬圓

（一五頁）

農商務省所管合計金九萬千四拾八圓　參拾九萬千四拾八圓

（一六頁）

歳出臨時部合計金九百九拾六萬四千八百參拾七圓　千貳拾六萬四千八百參拾七圓

歳出總計金千四百四拾八萬六千參百五拾九圓　千四百七拾八萬六千參百五拾九圓

〔浅田德則君演壇に登る〕

○浅田德則君　唯今議長より宣告されました大正八年度歳入歳出總豫算追加外三件の豫算案に付きまして、茲に其經過と結果を御報告いたします、一昨二十四日御付託に相成りましたる各案及其後追加されました第四號を何れも一括して茲に御報告を致すことに致します、豫算總會は今朝十時に開きまして各案に付きまして種々質問を致されましたのでありますす、尤も此各案に付きましての内容又其數字の説明等は過日國務大臣より本議場に於きまして大體説明を致されましたのでありまするから、會期切迫の場合でもありまする故に、茲に詳しい數字等は略することに致したいと思ひます、で此大數のみを擧げますると云ふと、歳入の臨時部は千四百七十八萬餘圓になつて居ります、是は歳入、即ち歳出に至りましては經常部が四百五十二萬餘圓、歳出の臨時部が千二十六萬四千餘圓、歳出の總計が千四百七十八萬餘圓、是は此第三號の追加豫算のものであります、で此内容は既に御承知の通りに警察費の分擔費、織物消費税、或は學校擴張費、天災水災其他の復舊費、軍人恩給法の改正、神戸門司の築港費、帝國開墾會社の補助費、家祿賞典祿に關する費用、或は大阪工業試驗所の器具買入費、船用品檢查所の器具買入費等が、是が主もなる費用になつて居ります、又特別會計の追加豫算に於きましては專賣局、國債整理基金、其他朝鮮總督府の臨時手當、文部省の學校圖書館の費用其他、大體唯今申述べたやうなものであります、それから此豫算外國庫の負擔となるべき契約の諸件は鳥取縣外四縣の土木費の借入金の利子の補給、南滿鐵道の利益配當の割合の變更、帝國開墾株式會社の補給の件、是等のものを含んで居ります、それから第四號大正八年度歳入歳出總豫算の追加は内務省の史蹟名勝天然紀念物保存に關する法律制定に關しましたる所の諸經費、それから農商務省の度量衡法律の改正に付きまして是が準備の費用等であります、大體唯今申上げました各費途に關するものでありまして、此審議は午前の中に結了いたしたのでありまして、其委員會中には、矢張り此財政のことに關係いたしまして、委員の中よりも將來に付て甚だ追加又追加、或は公債又公債と云ふやうな次第でありまして、殆ど際限なく政府から提出される、之に付て前途甚だ不安を感ずると云ふことに付て、大藏大臣に對しまして質問がありました、で之れに對しまして大藏大臣よりそれぞれ答辯されまして、政府はそれ等の將來の財政のことに付いては十分にそれぞれ計畫を致して居ることであるからして、決して其の場合に至つて頓挫をするやうなことはしない積りであると云ふことを辯せられて居るのであります、それで種々其の他にも或は南滿の鐵道會社の補給のことに關聯いたしまして、都督制度の改革に付いては將來如何になる、或は其の他此の帝國開墾株式會社のことは是は別と致しまして、其の他に付きましても種々の質問がありましたが、本日は甚だ委員會の時間も短い間でありまするし、又之を悉く整理いたしまする時の餘地もありませぬ故に、悉く之を御報告するのは却つて煩雜に亘りますからして是れは此際に略することに致しまして、而して採決に入りまして修正の御意見が出たのであります、それは此帝國開墾株式會社の補給に關する件でありま

して、之に關しましては修正意見を提出いたされた所の委員の内より、何分にも此重大なる所の問題に關して時日切迫したる今日に於て、之を十分に審議すると云ふことは不可能である、既に政府が之を衆議院に列付いたされまして衆議院に於かれても、殆ど一週間に亘つて是等の事に付て種々審議を致された結果、昨日本院に廻つたやうな次第である、既に本院に廻されました上で、本議場に於きまして此件に付きましては數時間の討議を盡された次第で、左樣いたしましても、尚ほ其政府の答辯を得、又議院の質問を致されました所の結果に依りましても、未だ決定を見る場合には至らぬ感想を有つたのであります、それ故に是は暫く本豫算より削除をすると云ふことの意見であります、尤も此削除をすると云ふことの意見に對しましては、他の數名の委員の中に於きましては、最早此問題に關しては再考するの餘地は無い、此際に是は直ちに否決する方が宜しいと云ふ意見もありましたのであります、其意見も縷々述べられたのでありまするが、結局此帝國開墾株式會社の補給に關しましては、多數の諸君に於かれましては、其歸著點は之を否決すると云ふことに相成りましたのであります、即ち豫算外國庫の負擔となるべき契約に於きましても其通りでありまして、是も此場合に於きましては否決することに相成りました、隨つて豫算に計上いたされまして居りまする數字に於きましては其開墾株式會社の補給に關する分を削りました結果と致しましては、それ〲茲に異動を生じたのでありますことを、茲に申上げまするやうに致したいと思ひます、即ち農商務省の所管第一款、産業獎勵費金三十萬圓、第十八項、帝國開墾株式會社の補助金三十萬圓、是の總計に於きまして三十九萬千四十八圓とありますのが九萬千四十八圓と相成りました、七頁の方に於きまして、第一條大正八年度歳入歳出追加額を各千四百七十八萬六千三百五十九圓とありますのを、千四百四十八萬六千三百五十九圓と訂正いたします、歳入臨時部に於きましての十六款、前年度繰入金千三百三十四萬六千三百五十九圓、之を千三百四萬六千三百五十九圓、第一項、前年度繰入金千三百三十四萬六千三百五十九圓、之を千三百四萬六千三百五十九圓、合計を歳入臨時部合計金千四百七十八萬六千三百五十九圓、それを千四百四十八萬六千三百五十九圓、斯樣に改りました、尚ほ此豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件の内の、農商務省所管の帝國開墾株式會社補助、此分を全部削除に相成りましたのであります、此削除說に對しましては、委員會は大多數を以ちまして、之を賛成いたしまして、削除することに決定いたしましたのであります、此他四案を總て纏めまして全部是は衆議院送付通りに可決を致した次第でありますから、此段を御報告申上げます。

〔男爵坂本俊篤君演壇に登る〕

○男爵坂本俊篤君　私は目下進行中にあります所の巴里講和會議に關連いたしまして、軍事上一二、政府に質問いたしたう存じます、或は唯今御尋ねいたしますことは、時機尚ほ少しく早きかと考へまするが、今日御尋ねいたしませぬ時には、遂に時機を失すると考へますから、敢て御尋ねいたす次第であります、御答辯が出來まする範圍に於いて成るべ要領を御答へ願ひたいと存じます。今朝の新聞に對獨軍事條件と致しまして二十箇條に亘りまする所の條件が報道されたのであります、其概要は軍隊の人數の制限であるとか、或は軍需品に關する制限であるとか、諸般の事項に亘つて揭げられて居りますが、私の主として、御尋ねいたしたいのは海軍に關係いたす所の、其第十七條の軍艦製造に關することの制限並に第十八の潛水艇の建造、及所有を禁ずると云ふことの件に關して御尋ねいたしたいと存じます、御承知の通り獨逸の有力なる所の軍艦は休戰條件に依りましてから既に聯合與國に引渡濟になつて居ります殘餘の分としては殆ど數ふるに足らぬのであります、然るに今又對獨軍事條件として斯樣な條件が課せられまする と云ふことは、遂には此獨逸の海軍と云ふものは將來世界に於て殆ど數ふるに足らない貧弱な海軍になつて仕舞ふことだと存じます、斯樣になりました後に、此列國の海軍の均勢と云ふものは如何になることでありませうか、之を譬へて見ますれば、此「テーブル」が四本の脚で支へられて居るものが、一本脚が無くなつて仕舞ふとすれば此三本脚の殘つたもので支へると云ふことに付ては、如何に此三本脚をすげ替へたら宜しいかと云ふことが將來の均勢を保つ上に於て重要なる問題になることと考へます、定めし帝國の講和委員に於かれても、此邊のことはそれ〲訓令を體されて折衝になることと考へまするが、世界の海軍均勢上に由々しき影響を將來に及ぼすことでありますから、此點に付て政府の御所見を伺ひたう存じます、次には軍器の制限のことでございます、軍備制限問題は嚢に露西亞皇帝の提唱に依つて開かれました所の海牙の第一平和會議に於てから各國の軍備負擔を輕減する目的に於て、列國間に會議が開かれましたが、當時に於きましては所謂偏武主義なる獨逸國等が列國に加はつて居りました爲に且又列國の趨勢も餘りに斯樣な問題に對しては熱心を缺きました事柄より致して、遂に露國皇帝の提唱に係りました所の軍備制限と云ふ問題は一の希望案を留むるに過ぎずして了つたのであります、其當時に於きましても、軍備制限と云ふことが出來なければ、せめては軍器の制限でもしてはどうであらうか、今日造つた兵器は今日は廢物となり、其爲に人民の負擔する所は莫大となつて、遂に軍費の負擔を感じることであるから、出來るなら軍器の制限位は致したいと云ふことで會議を進めました所が、偖て斯樣な制限を行つた所が、將來監督することがどうしてそれが出來るであらうと云ふ、此監督問題に突當つて遂に軍器の制限も行はれなかつたのであります、然るに時勢は變轉いたしまして、唯今巴里の講和會議で進行いたして居りまする所の國際聯盟、國際聯盟と申しますが如き、斯樣な重大なる問題は、今日に於ては其運命さへも如何に歸著するか分らぬ際に、一國の死命を繋ぐ所の軍備制限の如きに至つては、是亦容易に協定を見ることは出來ないことであらうと存じますが、勢の赴く所、軍器制限と云ふことまで位には必ず問題は進んで參らうと考へるのであります、此時に至りましては國際聯盟と云ふが如き、隨分踏込んだ所まで立入て、約束の出來さうなことでありまするから、此監督と云ふが如きものは先年に比較して大に容易になつて來るのであらうと存じますから、是は或は實現せられることにならうと考へるのであります、そこで此軍器と申しますことは、是は私は廣い意味で申すので今日軍器と申します中には軍艦も無論這入つて居ります、此軍器の競爭と云ふが如きは、元來誠に愚なことでありましてから、甲の國が造れば乙の國も造る、乙の國が造れば丙の國も造る、斯う云ふやうな工合でありまして、互に軍器の競爭を致す結果と致して日露戰爭の際には一萬噸餘の軍艦は今日は二萬噸になり、三萬噸になり、既に四萬噸と云ふ辟を聞くのであります、又大砲に致しましても當時の十二吋は十三吋となり、十四吋となり、十五吋となり今や既に十八吋と云ふ話を聞く位であります、斯の如き競爭をして參つた時には殆と底止する所を知らぬのであります、さればそれだけの軍艦が三萬噸となり、大砲が十六吋になつたから一國の勢力は增したかと云ふと、ちつともそれは增して居らぬのであります、甲の國が增せば乙の國も增し、丙の國が增せば丁の國も增す、斯う云ふことでありますから、對外勢力の比例と云ふものは少しも進んで居らぬのであります、日清戰爭の際の我が軍艦扶桑の四千餘噸のものは、今日の三萬餘噸のものと勢力の關係に於ては外に對しての比例と云ふものは少しも進んで居らぬ、同じことであります、斯くして外に對する勢力の關係は一物も加へることなきに、之が爲に各國が軍備の增進の爲に負擔する所の費用と云ふものは二倍にも三倍にもなつて、今日一艘の弩級戰艦を造るに、今日の相場を以てしますれば五千萬圓より六千萬圓も掛かると云ふ有樣でありまして、斯樣な趨勢にあつては裕かなる財政の國でも容易に之に堪へることは出來ないのであります、況や財政の裕かならぬ國に於ては、斯樣な競爭にはなか〱堪へぬのであります、若し此趨勢を自然の放棄に任して置きますときは、財政裕かなる強い國は益々強くなり、弱い國は益々弱くなる、斯う云ふ關係になると存じます、是は斯樣に考へますと、此軍器の制限と云ふものが問題になりました際には、宜しく考慮すべき問題なるのみならず、或は進んで提議しても宜しい條件であると私は考へるのであります、斯く致されなければ、世界は強きものは益々強く、弱きものは益々弱く、遂に世界の平和と云ものは之が爲に破られることを恐れるのでありますから、平和會議の目的と致しまして、斯樣な提議は最も時機を得たものであらうと私は考へるのであります、それに關聯いたしまして、潛水艇のことであります、潛水艇は將來軍器として使用することを廢すと云ふやうなことが問題になつて居るらしく聞えるのであります、是は或はそんなことが問題になるか知れぬと思ひます第一の平和會議の時も左樣な問題が出ましたが、列國の協定を得ずして遂に不成立に終つたのでありますが、今度も潛水艇のことに付て問題が出て居るやにも聞きますが、之に對する我が政府の御所見は如

何でありませうか元來此潛水艇と申しますものは是は防禦的武器であります、從つて是は平和的武器である、聞くが如くば英米の如き大海軍を有するものは必しも此提議に反對しないやうに聞えて居るのであります、是は左樣でありませう、立派な大海軍を持つて居つて、他の追隨を許さぬ所の大軍艦を製造もし、之を維持することも出來る國でありますから潛水艇の如きものを固より顧る必要はないのであります、大海軍を有せざる所の列國並に地理上斯樣な武器を必要とする國に取りましては、誠に大切な武器であります、然るに此武器たるや、攻擊的武器にあらずして平和的武器でありますから、此見地より致して、此武器の使用と云ふことを保留することが最も將來の平和を維持するに足るものであります、防禦的軍器と致して適當なものである、此意味に於て平和會議に於て……講和會議に於ては十分此武器を保留することを、辯護することが出來ることゝ私は考へます、以上の要點に付きまして政府當局の御所見を伺ひたく此壇に登つた次第でございます。

〔國務大臣加藤友三郎君演壇に登る〕

○國務大臣(加藤友三郎君)　唯今、阪本男爵より巴里の講和會議に於きまして、目下審議中の問題に關しまして三點の御質問があつたのであります、男爵の冒頭に御述べになりましたる通り、此御質問の問題に對しましては、今日は未だ具體的に、進行中の狀況並に是等の諸問題に關しまして、政府の所見を公言いたすべき時機に達して居らないのであります併ながら其中申上げ得べき範圍内に於きまして、極めて簡單に御答へいたしたいと考へます、第一に御質問の軍艦製造の制限、或は獨逸へ課すべき制限と云ふが如くにも聞えたのでありますが、何れに致しても此問題は唯今何等具體的に決定いたして居らないのであります、獨逸の有して居ります所の艦艇を與國が其主もなるものを取上げまして極く無勢力ののものが殘つて居ると云ふ御話でございますが、大體に於て斯樣なる狀態に在るのであります、併ながら與國が獨逸へ課しました所の總ての艦艇を與國に受取りますことに於きましては未だ終了せざるものもあるのであります、又今後獨逸へ課すべき制限問題に付きましても多少の議論はありますけれども、如何なる程度に之を課すべきやと云ふことに付きましては、まだ具體的に申上げる時機に至つて居りませぬ、從つて此問題に關しまして、他の國が如何なる制限を受くべきかと云ふことに付きましても、今日は何等決定いたしたことはございませぬ、從つて此問題に付きまして、我が政府が如何なる所見を有して居ると云ふことは唯今申上げますることは、帝國に取つて不利と考へますからして、此以上は申上げ兼ぬるのであります、國際聯盟中に加へましたる所の軍備制限問題、或は之に附帶して軍器の制限と云ふが如きことに付ての御話もございましたが、是亦何等具體的に進行いたして居りませぬ、多少の問題はあるのであります、殊に是等の諸問題は、各專門委員に於きまして、審議中のものもございます、最高會議にはまだ付せられないものもあるのであります、從つて是亦これ以上には何等申上げ兼ぬるのであります潛水艇の廢止論も、或る一部には議に上ぼつて居るのであります、是も專門委員間の具體の問題ともまだ正式にはならない狀態に在るのであります、此後如何に問題が進行いたしますかと云ふことは唯今豫測いたし兼ねます、此問題が帝國に取つて廢止が宜いか、惡いかと云ふことに付きましては、政府は一定の意見を有つて居ります、既に委員の方には相當の内訓が致してございます、併し此事柄を唯今公言いたしますことは暫く差控へたいと考へます、それだけ御答を致します。

○議長(公爵德川家達君)　唯今淺田豫算委員長の報告せられました豫算案全部を一括して問題と致し順次採決を致さうと考へます、御異存ございませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　別に御發言も無いと考へますから、採決を致さうと存じます、先づ第一に採決致しまするのは大正八年度歲入歲出總豫算追加案第三號、甲號、九頁より十六頁までを採決いたします、委員會の修正に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長(公爵德川家達君)　過半數と認めます。

○議議(公爵德川家達君)　乙號全部原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　次は七頁の豫算と云ふ所を採決いたします、是も豫算委員會の修正に對して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長 公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　次は大正八年度各特別會計歲入歲出追加案特第一號、是は全部を問題に供します、全部原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　此際御諮りを致しますが豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件追第二號は曩に議決に相成りました大正八年度歲入歲出總豫算加案第三號を衆議院に回付いたしましたから、衆議院に於て同意するや否や未決でございますから、衆議院から通牒のあり次第議することに致したら如何でございませう。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長 公爵德川家達君)　御異議はございませぬか然らば御異議がなければ、左樣取計ひます、次に採決いたしますのは、大正八年度歲入歲出總豫算追加案第四號、全部を問題に供し、全部原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議がないと認めます

〔山脇玄君發言の許可を求む〕

○議長(公爵德川家達君)　山脇君は……

○山脇玄君　是からちよつと穀類收用令の委員會を開きたいと思ひますが……

○議長 公爵德川家達君)　宜しうございます。

○山脇玄君　それぢや此法案に關係の御方はどうぞ

○議長(公爵德川家達君)　日程第九、第十は同一委員に付託せられましたから、御異議がなければ、委員長の報告は一括して煩したいと考へます、日程第九、都市計畫法案、第十市街地建築物法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告、松木伯爵。

都市計畫法案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月二十四日

右特別委員長

伯爵　松　木　宗　隆

貴族院議長公爵德川家達殿

市街地建築物法案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月二十四日

右特別委員長

伯爵　松　木　宗　隆

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵松木宗隆君演壇に登る〕

○伯爵松木宗隆君　唯今議題になりましたる都市計畫法案並に市街地建築物法案に付きまして委員會の經過並に結果を御報告いたします、兩案とも重要なる案でありまするから、委員會に於きましては愼重に審議を盡したことでありまして、採決の結果、兩案とも全會一致を以て可決に相成りましたのでございます、便宜上兩案を束ねて御報告を致したいと存じます、質問應答は數多ございましたが、逐條に渉る質問は省略いたしまして、唯大體に付ての御報告を致したいと存じます、此都市計畫法案は市區改正條例を根本として、改正して制定されたのでありまするから、其改正の重なる點を二三舉けますれば、第一は都市計畫を接續町村に亙つて地域の設定が出來ることゝなりました、第二は市區改正條例には買收の場合には特別の便法が設けてありました爲に、之が爲に色々無理なことを生じ、屢々苦情を生じたのでありますから、今日の時代に於て斯の如き便法を取ると云ふことは時代の思想に副ひませぬからして、個人の私權を保護する上に於て總て土地收用法に依つて收用審査會の審査を經ると云ふことに改められたのであります、第三は住居地商業地、工業地と云ふ三地域を設定し、又必要なる時は風致、風紀の地區を設定することを得ることゝなりまして、即ち東京は東京らしく形造らるゝと云ふことになつたのであります、第四は御承知の通りに是まで市區改正の道路擴張の場合には、唯買上げると云ふだけに過ぎなかつたのでありまするが、本案に依りまして沿道の土地又は家屋所有者に對して建築地を與へると云ふ便法を開かれたのであります、以上が改正の重もなる點でございます、そこで委員の質問に對しまして政府委員の御答辯に依りますれば、内務省に中央委員會を設け、今一つは東京に係はる地方委員會を設けらるゝので、即ち内務省に中央地方の二つの委員會が設けられ、而して此委員は關係の官衙、市の當局者、學術經驗ある市民を參加して組織されると云ふことであります、而して地方委員會はそれ〴〵又是の例に依つて組織されるのでありまして、

地方委員會の決議を根本として、さうして地方委員會には中央委員會の認可を受けて進行して行くと云ふことになるさうであります、又或る委員よりして軍事上に付て此都市計畫の考を聽いたかと云ふ質問がありまして、それに對しまして、本案制定の時に既に陸海軍の意見を聽いて極めたことであるさうです其の場合に飛行機も問題になつたことでありまするが、併し尙ほ都市計畫委員には陸海軍の代表者も及建築家も這入ることでありまするから、是れ等の軍事上の點に付きましては相當なる考案を案出せらるゝであらうと云ふことでありました、それから或は委員より何故に此兩案を急ぐかと云ふ質問がありまして、此急ぐことに付ては詳しく說明されたのでありまして、元來此計畫法なり建築法なりは既に各國の都會に於て良好なる効果を擧げつゝあるのでありまして我國に於ても御承知の如く近來非常な勢を以て都會の發達、郊外の發展し來ることでありますから、今日は最早議論の上よりも實際の上に於て此制定の必要に迫られて居ると云ふことであります、そこで六大都市の人口の增加、戶數の增加、又は接續町村の人口戶數の增加と云ふことに付ては色々と統計を示されたのであります、殊に東京府の如きは大正七年度に於て千六百と云ふ工場が新に新設せらるゝと云ふ形勢でありますから、今の中に於て此地域なり又は建設法なりの制定を急ぐと云ふことは、此實況から已むを得ざることであつて、現に六都市に於きましても既に此下準備を整へつゝあるのでありますから、本案の制定發布を非常に希望して居る次第であると云ふ事でありました、次に建築物法案は都市計畫法案と兩々相俟つて都市計畫の實効を奏せむとするものでありますから、建築物と地域の關係建築物と道路の關係、建築物の構造と云ふやうなる點に對して細かく規定をされたのであります、是も逐條に亘ります質問は省略いたしまして、唯二三申上げたいと存じます、都市計畫法案は先づ東京、京都、大阪、横濱、神戶と云ふ六つに限られてありますが、此建築法案は六都市以外にも適用せらるゝのであります、それは例へば新開地に於きまして非常なる發展を爲す所に於きまして、將來の爲に圖つて適當なりと考へる時に建築法だけは適用せらるゝことになるのであります、又委員の一人よりどう云ふやうにして此建築法を改めて行くかと云ふ問に對しまして、無論急激にやると云ふことは財政上不可能のことでもありまするし、唯公安上、衞生非常に害を及ぼすと云ふものだけは移轉せしめて、あとの程度の問題でありますがそれ程でないものは改築增築の場合を圖つて漸次各地區に移轉をせしむると云ふことでありました、委員會に於きましては數多の希望が出たのであります、第一には假に名づけまして常識委員と云ふやうなことに付て希望が出たのであります、其委員の方より實驗上よりして此希望が出たのでありまして、それは內務省の委員の方々は是は皆常識に富んだ知名の方々でありまするから之を言ふのでなくして、此委員會の決議を實行する所の役員と云ふものが往々常識を缺く者が多き爲に、是等の者と市民との間に於て、市區改正の場合の如き往々苦情が百出し、さうして人民怨嗟の聲多しと云ふやうなことを屢々目擊したのである、所謂上意下達せず、下意上達せずと云ふやうな、此實行委員が常識を缺くが爲に一つの障碍を起すと云ふことでありますから、是等の弊害に鑑みて將來此都市計畫法なる大事業を遂行せむとするに於ては是等の實行案は宜しくもう少しく常識あるものをして叮嚀に人民と接觸せしめ、人民の意思を疏通して行き、以て圓滿に此大事業を遂行せむことを望む、付ては何とかして此假に名づけたる常識委員と云ふものゝ方法を講じて貰ひたいと云ふやうな希望でありました、政府も此點には同感でありまして、精々注意を拂ふことに……市が主となることであるから、市がそれ等の役人を選任する場合には成るべく此御希望を達するやうに傳へると云ふことでありました、次は手續の上に付て希望が出たのであります、それは書類の手續は成るべく簡便法を執つて、今日の時代は最早繁文褥禮の弊害は既に何人も認めて居るのであるからして、迅速に人民の便利を圖つて、殊に經濟上の活動を妨げざるやうに此手續と云ふものは最も簡捷なる方法を執つて貰ひたいと云ふ希望でありました、政府も人民の迷惑にならざるやを務めて便利なる手續に依つて、例へば細かいことは屆け放しでずん〳〵捗取る方法を執つて行くと云ふことでありました、今一つは兎角政府のされる方面には、政府の方に義務がないに、人民に向つて命令することは甚だ強く執行せられるけれども、政府所管の工事なり又建物なりに付ては甚だ怠慢を見るのであるからして、此點は此際餘程政府に於ても注意をして貰ひたい、譬へて見れば神戶の眞中を通る鐵道の如き、交通上の危險を顧みずして最急行列車を通すと云ふが如き、又例へば市中に電柱……電話の柱が市の交通や美觀を顧みずして林の如く勝手に立てられると云ふが如き、是等は人心に不愉快を與へ、且つ不公平と云ふ念慮を抱かしむることである、斯う云ふ惡感を抱かすと云ふことは政治上考慮をすべきことゝ信ずるから、所謂人を正さむとせば己先づ正しうせざるべからずであつて、此建築法第十三條の如く個人に向つて色々の費用の掛かることを命令をして、さうして實行せむとするならば、國家も亦自ら爲すべきことを怠らざるやう、即ち其所管に屬する建物なり若くは工事なりに付ても、此際一層反省して處置あらむことを望むと云ふ御議論で、且つ最も強い御希望でありました、政府は此趣意を了承せられまして、官廳の建物又は工事等に付きましては、此計畫の下に矢張り同じくやつて行く積りである、御希望は漸次副ふやうに努める積りであると云ふ御答辯でありました、さて此二つの計畫は誠に立派でありまして何人が之を見ても賛するに吝ならざる所でありますが、併ながら果して良好なる効果を奏するや否やは、一の財源の問題に歸著するのでありますから各委員の方には此財源の點に於て色々と苦慮せられたのであります、そこで或る委員の方は其閲歷上よりして、例へば河川の整理築港の改築等をなして、さうして一方には市民の負擔を輕減して往き、又一方には强制的に勞働保險火災保險をなして、其保險金を援助に依つて家屋の改築の資に供すると云ふやうな御話もありました、又土地增加稅入市稅と云ふやうなる御話もありまして、此財源の點に付いては色々と御話があつたのであります、併ながら結局都市の力では出來ないことでありまする、のみならず此計畫事業の中には國家的性質も含まれて居るのでありますからして、政府に於ても此事業に向つては多大の努力を間接的なり、直接的なり、物質的なり精神的なりに於て、さうして此大事業を遂行するに於て政府が十分なる援助努力を與へられむことを望む、財源の點は斯の如く政府も、市民も、共に是は一致して掛からねば此大事業の遂行は甚だ懸念に堪へないのであるからして、どうか政府に於ても最も奮發して力を添へられむことを望むと云ふことは、委員會に於ける輿論でありました、そこで政府には此委員會の輿論に副ふべく出來得る限り國庫とも、[illegible]をなし、又其他の方面に於ても、出來るだけ援助をなして、さうして共に此成功を謀ると云ふことでありました、終りに此都市計畫法第十五條に對しまして、委員會の決議として左の希望條件が、成立つたのでありまする「第十五條、土地區劃整理施行したる土地の地價は勅令の定むる所に依り之を定む」之に對しまして「右は地租條例に依り地價の修正を要する場合に限り地價を修正するの趣意を以て勅令を規定せられむ事を望む」是が委員會の決議文であります、それは第十五條の規定を見まするど土地區劃整理を施行したる土地の地價は勅令で如何やうにも決めらるゝやうに見えまするから、斯くては地租條例の規定に反し、他の規定と權衡を失ふことになります、故に地價に關する一般原則たる地租條例の精神に依り、同條例に於て地價を修正する必要ある場合に限り、地價の修正を爲すやうに勅令を決めて貰ひたいと云ふことでありました、此點に付きましては紆餘曲折質問を重ねられたのでありましたが、結局政府は此希望を容れられて此通りに爲すと云ふ言明でありました、依つて委員會は此言明に信賴してさうして本案を可決と云ふことに相成りましたことでございます、此段兩案に付き御報告を申上げます尙は御質問がありますればどうか政府委員へ願ひたいと存じます。

○議長（公爵德川家達君）　御異議がなければ兩案共に束ねて問題に供します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　兩案の第二讀會を開くことに御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○男爵阪谷芳郎君　直ちに第二讀會を開かれむことを……

○子爵榎本武憲君　贊成

○伯爵松木宗隆君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに兩案の第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　兩案全部を問題に供しま

す、原案に御異存ございませぬか、

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○男爵阪谷芳郎君 直ちに第三讀會を開かれむことを……

○子爵榎本武憲君 贊成。

○男爵山中信儀君 贊成。

○議長（公爵德川家達君） 直ちに兩案の第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 兩案共に第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます、此際都合に依りまして再び休憩を致します。

午後二時五十五分休憩

午後四時十四分開議

○議長（公爵德川家達君） 報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

本日本院に於て可決したる左の政府提出案は直に裁可を奏請し又可決の旨を衆議院に通知せり

大正八年度各特別會計歳入歳出豫算追加案（特第一號）

大正八年度歳入歳出總豫算追加案（第四號）

本日本院に於て修正議決したる左の政府提出案は直に之を衆議院に回付せり

大正八年度歳入歳出總豫算追加案（第三號）

本日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

農會法中改正法律案特別委員會

委員長 伯爵 廣澤金次郎君

副委員長 原 保太郎君

本日特別委員長より左の報告書を提出せり

司法代書人法案可決報告書

借地法案否決報告書

本日衆議院より本院の回付に係る左の政府提出案は本院の修正に同意し奏上せる旨の通牒を受領せり

大正八年度歳入歳出總豫算追加案（第三號）

○議長（公爵德川家達君） 是より先刻に引續きまして開會いたします、諸君に御諮りを致します、先刻決議を留保いたしました豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件追第二號の會議を、議事日程を變更いたしまして、此際開きまして、御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 全部を問題に供します、全部委員長の報告に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 阿片法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告、兒玉伯爵。

阿片法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月二十四日

右特別委員長

伯爵 兒玉秀雄

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵兒玉秀雄君演壇に登る〕

○伯爵兒玉秀雄君 唯今議題になつて居ります阿片法中改正法律案の委員會の經過並に結果を御報告いたします、政府の說明に依りますると云ふと、帝國政府は阿片の問題に付きましては、維新以前より夙に嚴禁主義を執り來つたのであります、爾來時勢の進運に應じまして、度々此改正を加へて其取締の方法に改善を加へ來つたのでありまするが、今日行はれて居りまする所の現行法は即ち是であります、政府は單に國內に於きまする阿片の取締に關して嚴禁主義を勵行し來りましたるのみならず、千九百九年に於きまする上海に於いて開催せられましたる國際阿片會議に於きましても、又千九百十四年の海牙に於きまする第二回國際阿片會議に於きましても、阿片嚴禁の主義に贊成を致しまして、就中隣邦支那に於きまする阿片の生產並に消費を根絕すると云ふことに付きましても、直接又は間接に努力をしつゝあつたのでありまする、殊に最近に至りまして青島並に關東州に於きまする阿片制度に一大變革を加へむとする計畫のある事柄は、曩に總理大臣の宣明せられましたる所でありまするので、既に諸君の御承知の通りであります、此阿片法の改正なるものは、阿片に對しまする對外政策と伴ひまして、近時國內に於きまする阿片に伴ふ所の弊害を除き並に是か普及を圖りまするが爲に改正の必要を生じて來たのでありまする、委員會に於きましては阿片政策に對しまする大體の政府の意を諒としたのでありまする、次いで逐條に亘りまして此審議を進めたのでありまする、此時局の勃發以來內地に於きまする阿片の實況は一大變化を來したのでありまする、それは海外より參りまする阿片の輸入が困難になりましたのに伴ひまして、阿片の市價が非常に暴騰いたしまして、爲に醫術並に衞生上由々しき大事を惹起して居るのでありまする、のみならず現行阿片法の不備に乘じまして、不正なる手段に依りまして密輸出か行はるゝ所の形迹の顯然たるものがあるのでありまする、是等の弊害を除きまするが爲に、阿片法の改正を行ふの必要を認めたのでありまする、是れ單り國內に於きまする取締の必要から生じたのみならず、由來帝國政府が國際阿片會議に贊同いたしまして其趣旨を尊重する上に於ても甚だ遺憾に感じましたるのに原因するのでございまする、阿片法の改正の要點は第一に於きまして原則と致しまして、阿片の輸出を嚴禁したのでありまする、第二に於きまして、從來弊害の原因でありまする所の藥種商、藥劑師、相互の間に行はれつゝある所の零賣を禁止したのであります、第三に於きましては市價の暴騰を防ぎますが爲に、價格の一定を期したのであります、第四に於きましては、是等の條項に違反する者の制裁を嚴重にしたのでありまする、是等の改正を施しまして、阿片嚴禁主義即ち阿片に對する國是の遂行を期すると云ふ事柄が、阿片法改正の精神でございます、逐條に付きまして質問應答を重ねたるのみならず、事外交に涉りまする事柄に付きましては、特に祕密會を開きまして、腹藏なき意見の交換を遂げたのでございまする、其結果委員會に於きましては、本改正は誠に時期を得たるものである、滿場一致を以て可決されたのであります右樣の次第でございますからどうぞ本案に付きまして御贊同を願ひたいと思ひます。

○議長（公爵德川家達君） 別に御發言も無いと認めますから採決を致します、本案の第二讀會を開くに御異存ございませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○伯爵兒玉秀雄君 直ちに二讀會を開かれむことを希望します。

○男爵石黑忠悳君 贊成。

○議長（公爵德川家達君） 直ちに本案の第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 全部を問題に供します、全部原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○伯爵兒玉秀雄君 直ちに第三讀會を開かれむことを希望します。

○男爵石黑忠悳君 贊成。

○議長（公爵德川家達君） 直ちに本案の第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 大正四年法律第十六號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告、樋口子爵。

大正四年法律第十六號中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月二十四日

右特別委員長

子爵 樋口誠康

貴族院議長公爵德川家達殿

〔子爵樋口誠康君演壇に登る〕

○子爵樋口誠康君 唯今議題に上ぼりました所の大正四年法律第十六號中改正法律案の委員會の經過並に結果を御報告いたします、委員會は一昨二十四日午後正副委員長の選擧を行ひ直ちに開會いたしました五六の質問の後、極く簡單なる案でありますから直ちに全會一致を以て可決いたしました、其質問應答の要旨を簡單に綜合して申上げますれば、大正四年法律第十六號を以ちまして、政府は昨年二千四百萬圓を限り五分利公債を發行いたして一時賜金として青島戰役までの見込額を以て要求を致しま

した、然る所此要求の中から四百萬圓は剰餘金に剰つたのでございます、而して今回の總額は其後の戰役功賞に充つる爲に金額を要求いたしまして、是は陸軍に於きましてはどう云ふ者に充てるかと申しまする出征者並に内地の勤務の者、それは昨年の十二月歸鄕すべき者、又本年の末滿期になるべき者及び豫後備兵の徴集解除になる者、大正三四年後の守備勤務の者は將校にして約千人餘、准士官下士に於て四千五百人餘、兵卒に於ては十六萬六千餘人合計陸軍に於きましては十五萬一千五百餘人、此賜金の總額二千九百六十九萬餘圓になります、又海軍に於きましては大正六年二月から大正九年の三月まで現役を離れて歸鄕すべき者に給するのでありまして、其人員は一萬九千人、是が賜金の額は四百三十五萬四千餘圓になります、此兩省を合計いたしますると三千四百萬圓になるのであります、然るに前申上げました如く、四百萬圓と云ふものは不用額になつて居りますから、それを今回用ゐまして新に三千萬圓を增加したのであります、即ち本法を五千四百萬圓と改めた次第であります、右樣な簡單な案でございます、故に、又今日の場合已を得ざる案と考へます、殊に會期も切迫いたして居りますから玆に私が讀會省略の動議を提出いたして置きます、御贊成あらむことを希望します。

○子爵稻垣太祥君　贊成。

○子爵青木信光君　贊成。

○子爵八條隆正君　贊成。

○子爵前田利定君　贊成。

○子爵伊集院兼知君　贊成。

○子爵西大路吉光君　贊成。

○男爵村上敬次郎君　贊成。

○加太邦憲君　贊成。

○男爵内田政敏君　贊成。

○阪本釤之助君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　讀會省略の動議に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　三分の二以上と認めます

○議長（公爵德川家達君）　原案に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○議長（公爵德川家達君）　大正五年度歳入歳出總決算大正五年各特別會計歳入歳出決算報告、會議、委員長報告、大木伯爵。

大正五年度歳入歳出總決算、大正五年度各特別會計歳入歳出決算報告

大正五年度歳入歳出總決算並大正五年度各特別會計歳入歳出決算及既往年度檢査未確定金額の檢査確定したるものを審査するに

第一

大正五年度各特別會計歳入歳出決算大藏省所管帝國鐵道收益勘定歳出第一款鐵道作業費第一項事業費中鐵道院の支出に係る件

大正五年度各特別會計歳入歳出決算大藏省所管朝鮮總督府歳出臨時部第九款鐵道建設及改良費第二項改良費中朝鮮總督府鐵道局の支出に係る件

大正五年度各特別會計歳入歳出決算大藏省所管臺灣總督府歳出臨時部第一款特別事業費第一項水利事業費中臺灣總督府、臨時臺灣總督府工事部及阿緱、臺南兩廳の支出に係る件

同上臺灣官設鐵道用品資金歳出第一款鐵道用品費第一項鐵道用品費中臺灣總督府鐵道部の支出に係る件

右は政府の措置穩當を闕くものと認む

第二

大正五年度歳入歳出總決算歳入經常部第一款租税第一項地租中空知税務署に於て徴收不足に屬する件、第二項所得税中館林税務署、東税務署、唐津税務署、札幌税務署、長崎税務署、龜戸税務署、厩橋税務署、直方税務署、米子税務署、高崎税務署、品川税務署及熊本税務署に於て徴收不足に屬するもの十四件、板橋税務署、神戸税務署、龜戸税務署、兩國橋税務署、福島税務署、長崎税務署及横濱税務署に於て徴收過に屬するもの七件、横濱税務署に於て收入濟額に編入せさりし件、神田橋税務署に於いて徴收に至らさりし件、第三項營業税中熊本、長崎、臼杵各税務署に於て徴收に係る件神田橋税務署及板橋税務署に於て徴收過に屬するもの二件、東税務署、神田橋税務署、鳥取税務署、沼津税務署及永代橋税務署に於て徴收不足に屬するもの六件、第四項相續税中南税務署に於て徴收不足に屬する件幸橋税務署の徴收に係る件

大正五年度歳入歳出總決算歳出臨時部農商務省所管第四款國有林野經營費第二項事業費中秋田大林區署の支出に係るもの二件

大正五年度歳入歳出總決算歳出臨時部遞信省所管第四款營繕費第一項新營費、第五款電話交換擴張費第二項事業費中遞信省の支出に係るもの二件

大正五年度各特別會計歳入歳出決算大藏省所管帝國鐵道資本勘定歳入第二款鐵道用品及工作收入第一項用品及工作收入中鐵道院の徴收に係るもの二件

同上收益勘定歳入第一款鐵道作業收入第二項雜收入、同上資本勘定歳入第一款鐵道資金收入第三項雜收入、第二款鐵道用品及工作收入第二項雜收入中鐵道院の徴收に係るもの三件

大正五年度各特別會計歳入歳出決算大藏省所管朝鮮總督府歳出經常部第四款警務費第二項廳費、第四項留置人費、第五項衞生及防疫費中朝鮮總督府警務總監部の支出に係るもの三件

大正五年度各特別會計歳入歳出決算大藏省所管臺灣總督府歳出經常部第十六款專賣局第三項事業費、歳出臨時部第二款事業費第五項新營費中臺灣總督府專賣局の支出に係るもの二件

臺灣總督府に於て倉庫業經營の委託を名とし官有財産の無料貸付を爲したる件

大正四年度歳入歳出總決算歳入經常部第三款官業及官有財産收入第二項森林收入中青森大林區署に於て徴收に係る件

大正四年度歳入歳出總決算歳出經常部農商務省所管第三款森林費第六項事業費、同上歳出臨時部農商務省所管第四款國有林野經營費第二項事業費中青森大林區署の支出に係るもの二件

右は政府に對し將來の注意を促すへきものと認む

第三

其の他異議なし

右及報告候也

大正八年三月二十四日

決算委員長　伯爵　大木遠吉

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵大木遠吉君演壇に登る〕

○伯爵大木遠吉君　決算の御報告を申上げます、決算委員會は愼重に審議を重ねまして、各分科に於いても、それぞれ愼重に審議を致しまして、結局委員會總會に於きまして分科の報告通りに可決いたしたる次第でございます、其の内容の一二を御報告いたさうと思ひます、要するに此大正五年度の決算に於きましては、會計檢査院の指彈事項が極めて少かつたのであります、不當決議の如き決議に至りたるもの一件もなきことは御同慶の至りであると思ふのであります、併ながら政府の措置穩當を闕くものと認むと云ふ決議がありましたのが四件ありまして、それで、それは大藏省所管の中鐵道院の支出に係るもの、同じく朝鮮總督府鐵道局の支出に係るもの、臺灣總督府、臨時臺灣總督府工事部及阿緱臺南兩廳の支出に係る件、同じく臺灣總督府鐵道部の支出に係る件、此四件が政府の措置穩當を闕くものと認めたのであります、それから政府に對し將來の注意を促すべきものと認めました件が、大正五年度經常臨時部及特別會計、大正四年度の經常部、之を悉く綜合いたして、總計が五十三件あつたのであります、多くは徴税の不足であると云ふやうなものが多いのであります、是は措置穩當を闕くものと認むと云ふ箇條を適用するには及ばぬと認めまして、將來の注意を促すべきものと認むと云ふ決議に相成つたる次第であります、其他は異議なし、斯樣な事になつたのであります、要するに此決算の御報告は甚だ從來の例に徴しまして極めて違法事件が少いと云ふ事を御報告する事は甚だ欣幸の次第であります、而して其違法事件のありまする所の所管は大藏省、農商務省遞信省、此三省でありまして、殘る所の内務、外務司法、陸海軍、文部是だけには會計檢査院の指彈事項が一件もなかつたと云ふ事は甚だ良好なる成績であると申さねばならぬ、斯樣に漸次指彈事項の減る兆候があると云ふ事を聽きまして、決算委員會は甚だ之を喜んだ次第であります、併ながら未だ俄に喜ぶべからざる事があるのであります、唯々是だけを見ますると甚だ良好なる成績であつたと云ふやうな觀

念が起りますが退いてつらつら此會計檢査院の報告の內容を熟視するに至つて甚だ尙ほ容易に安心すべからざる事があると云ふ事を發見したのである、それは文部にも多少ありますが、農商務にも多少……大いにあります、其他諸所にあります、是等は會計檢査院が未だ檢査が未了であるが故に後に繰殘したのでありまして其中にも別して農商務省所管の中に於て、製鐵所に於て二千四百七十萬圓と云ふ巨額のものが未了の儘殘つた次第であります、由來製鋼所の如きは天下に於て伏魔殿の綽名がある位でありまして、是が檢査の結果違法事件がなかつたと云ふことの報告を得ましたならば初めて玆に於て頗る賀すべき傾向であると云ふことを言ひ得るでありませうが、此大いなるものを檢査未了の儘殘つた次第でありますから、未だ俄に成績良好を以て、政府の當局を頌することは出來ないのであります、右は決算委員會に於ける經過の概要でありまして、其詳細は會計檢査院の報告書に詳細に規定してありますから敢て冗辯を費さないのであります、尙ほ付加へて申上げまするが、是は例年の例でありまするから事新らしく申すまでもないことでありますが、常に決算の書類の提出が政府の故意か遇然か知らぬが例時も後れて困るのである、相成るべくば此豫算を豫算委員會に於て審査をする時に其決算の成績如何と云ふことが頗る參考に價するものであらうに、悲しい哉決算の提出は何時も會期切迫の時に提出されるが故に、以て豫算の審査の參考の料に資する能はざるのは甚だ遺憾である、殊に會期は切迫して法案の頻出する時に於て斯樣なものを出されると云ふことは蓋し故意ではあるまいが甚だ以て困る次第であるから以來早く提出をするやうにと云ふことを委員會に於きましては當局に請求しました所が、其席に高橋大藏大臣が列席して居られまして、以來必ず斯樣に致さうと明言せられたのであります、併ながら之を私も初めてのことでありますから、前例を能く取調べて見ました所が、昨年の決算委員會に於ても同樣な希望が出たのであります、之に對しても高橋大藏大臣が答へられたやうなのと殆ど符節を合するが如き簡單に其同意を表示されて居るので、然るにも拘らず年々歲々同一の希望を繰返し、同一なる答辯に接すると云ふことは頗る遺憾に堪へない次第でありまするから、本年以後は必ず嚴密に此外諸を重んずることを此席に於て深く切望する次第であります、斯樣な次第でありまして、委員會は愼重審議の結果右御報告申上げましたる所の、穩當を闕くものなりと認むと云ふ件が四つ、其他五十三件に對して警告を發したのみで後は全部異議なしと云ふことで委員會は可決した次第であります、右御報告いたします。

○議長(公爵德川家達君) 本院規則第五十二條の但書に依りまして會議の時間の延長を宣告いたします別に御發言もないやうでございますから採決いたします、決算委員長の報告に同意の諸君の起立を請ひます。

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半數と認めます。

○侯爵細川護立君 此際議事日程を追加されまして借地法案の特別委員會の經過並に結果を御報告いたしたいと存じます。

○子爵八條隆正君 贊成。

「其他「贊成」と呼ぶ者あり」

○議長(公爵德川家達君) 此際議事日程を變更せられまして、借地法案の第一讀會の續を開くことに御異存ございませぬか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます付ては特別委員長の報告を求めます。

借地法案

右否決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月二十六日

右特別委員長

侯爵細川 護立

貴族院議長公爵德川家達殿

「侯爵細川護立君演壇に登る」

○侯爵細川護立君 借地法案特別委員會の經過並に結果を此際簡單に御報告いたします、既に明治四十一年三月七日衆議院議員磯部四郎君外何名より此借地に關しまする法律を提出されまして以來借地案の歷史は實に長いのでございます、今年に入りまして提出されました借地法案に至りまして實に七回と云ふことでございます、本案提出の理由は先きに司法次官が此席に於て述べられました如く、尙ほ委員會に於ても詳細承はつたのでございます、而して委員會の速記錄も既に七回までは過日柳澤伯爵の御質問に私は御答へして置きました如く出來ましたので、諸君も御熟讀のことゝ存じまするから、玆に其說明と質問に付きましては全部省略を致します、其後の委員會に於きまする質問應答も內容に於てはさしたる變りはないのでございます、十數回の委員會を經まして今日午後二時頃に至りまして初めて討議に入つたのでございます、今討議の內容を極く簡單に御紹介を致します討議に入りまして一委員より此法案の數箇條に付きまして甚だ不完全であると云ふやうな意味を列擧されまして述べられたのでありますが是は委員長に於きましても聽取り難きこともございましたから、此點に於ては御質問に依つては、或は其委員より御說明があつた方が宜いと存じますから省略いたします、次に或る一委員より否決の意見が出たのであります、其意見を玆に申上げます、政府に於て專門家に依つて調査に調査を加へて制定されたと自稱する此法律案は大體に於ては此法律を設けると云ふ必要は認めるのである、併し十數回の委員會に於ける質問應答の結果外の委員の意見は知らないのであるけれども、此法案に付ては同意し兼ねると云ふ點に於ては一致して居るだらうと云ふことは自分は信じるのであります、故に是は一先づ否決して更に當局に於て委員の言葉を參照され修正されて更めて提出せられんことを希望する、貴族院に於て之を修正することが出來ぬと云ふことではないけれども、此法案の如きは各地方地方の習慣を重んじなければならぬ、それが爲に政府は尙ほ其習慣に付ては不十分なる取調であると云ふことでありまするから是等も十分に調査されて、政府より提出されたのが然るべきであると云ふ意見であります、之には政府に於ては相當の取調機關もあり便宜でもあるから政府から之を提出された方が宜いと云ふ意味で否決の意見を述べられたのであります、次に或る一委員も大體に於て其意味に同意する、それが爲に自分は否決の意見を述べると云ふことであります、次に或る委員も大體に於ては前の委員の諸君と意見も一致して居る、理由を簡單に言へば、第一に此法律案は勅令を以て其施行する地區を定めると書いてあるに拘らず、政府は確信を以て此法律を施行する場所は東京に限ると云ふやうな答辯を得たのである、而して其他の地區は是より調査をして何處に施行すべきかを決すると云ふやうなことで、是等は實に甚だ不完全であると云ふやうな意味でありました、それが爲に再調査を必要とすると云ふ意見でありました、第二點は凡そ斯かるものは立法政策を定めて之に基いて法案を作るのが順序である、然るに政府は其順序を誤つて居るかの如き感じがするのである、而して此法案を立法の趣旨、目標等が甚だ不明確であると云ふのであります、第三點に於きましては此法文に於ては現在の習慣と異つた所がある、又斯の如く決するとしても、種々公平を失すると認むるやうな場合もあると思ふと云ふのであります、第四點は民法との關係に於て此法文の意義が明ならず、且つ疑點も多いと云ふのであります、此四點を列擧されまして其委員も亦否決の意見を提出されたのであります、次に或る委員は既に十數回の委員會を重ねて大體に於て此法案が委員會に於て歡迎されて居らぬと云ふことは自分も知つて居る、而して委員の說を聽くのに此法案は地主の方から見ても借地人の方から見ても、不完全と見えると云ふことを承つて居る、凡そ法律を作るのに當つて何れの點に偏するも不可である、兩方所謂借地人と地主の雙方の利益を保護するの要は疑を容れぬのである、而して今日の場合に於て相當の程度に於て地主と借地人の利益を如何にして調和するかが問題である、而して如何にして調和するかは、斯の如き法律に依るより外は致し方がないと思ふ、而して自分は此意見を決めるには更に政府の意見を聽いて此意見を決めたいと云ふ趣意であります、玆に於て鈴木次官が立つて政府の意見を述べられたのであります、政府の意見は今日まで質問を重ねた外……其質問の中に於て一二意見を承つたけれども參考とすべき意見の多くは聽かないのである、既に政府に於て之を提出した場合に於ては政府は完全と思つたが故に之を提出したのである、併ながら之を全然修正する餘地がないとは自分は唯今考へて居らぬ、今日の形勢に於て此委員會に於て此法案が否決されると云ふことは、貴族院が或は法律其ものが必要がないとして否決したのであると云ふことを世間から思はれても、自分共も甚だ遺憾に感ずると云ふやうな意見であります、而して今日に於ても尙ほ諸君の意見を聽いて之を修正することが出來れば幸であると云ふやうな意見を聽いたのであります、それが爲に或る一委員は懇談的に、然らば既に政府もさう云ふやうな意見であるならば、之を撤回して更に修正を加へて次の議會に提出するなり

左樣いたされては如何であるかと云ふやうなことでありましたが、政府委員は今日の場合撤回することは得ない、是は爲し得ないと云ふ答であります、其次に或る一委員は既に此精神に反對して居ろのではない、併し今日の場合之を此儘所謂握潰しまするが如きは斷じて取る所でない、是は宜しく今延期の意味に於いて否決すると云ふことが最も適當と思ふと云ふやうな意見であります、尙ほ一委員より是は此法文は多少法文が多きに過ぎはしないか、是等を制定される場合に於ては各地方の習慣をも參酌せられて而して法文も少くして明なる法律を提出されんことを希望すると云ふやうな意味であります、甚だ多い意見でありまするが、是等の所謂否決論者の大體の意見を綜合いたして申しますれば本案の如き地主及借地人の關係を規定し其權利義務を明にする法律の制定の必要なることは委員悉く之を認めて居ると申しても過ちないと信じるのであります、唯此法案に於きましては幾度か質問應答を重ねまして、或は懇談的に當局の意見を聽きましたけれども、尙ほ煩雜であつて難解の點が數點あるのであります、而して此法文を一度修正すると云ふことになりますれば此法案を全部を根柢から覆して更に立案しなければならぬと云ふ結果に陷ります、尙ほ一二箇條を修正するとなると、其爲め全部が減却すると云ふやうな虞があるのであります、故に政府に於ては種々の調査機關もあり、更に地方の習慣其他に於て十分に調査を盡されて審議された結果、新に然るべき法案を提出せられむことを望むと云ふ意味に於ては、否決論者は一致して居ると考へるのであります、採決の結果は原案贊成者は一人でありました、而して本案は否決せられたのであります、尙ほ詳しいことの御質問に於きましては出來るだけ御答をする積りでありますが、全部速記錄にあると申しても過言でないと存じます、此段御報告申上げます。

○議長（公爵德川家達君）　本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

〔起立者　少數〕

○議長（公爵德川家達君）　少數と認めます、故に本案は否決せられました。

○伯爵柳原義光君　此際日程を變更せられまして、司法代書人法案を上ぼせられん事を希望いたします

○子爵八條隆正君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　議事日程を變更せられまして、此際司法代書人法案の第一讀會の續を開くことに御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、付ては……

〔伯爵柳原義光君發言の許可を求む〕

暫く御待ちを願ひます、付ては特別委員長の報告を求めます、柳原伯爵。

司法代書人法案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月二十六日

右特別委員長

伯爵柳原　義光

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵柳原義光君演壇に登る〕

○伯爵柳原義光君　簡單に司法代書人法案の委員會の經過及結果を御報告申上げます、此案は諸君も御存じの如く衆議院提出の案であるのであります、それで最初此案が議場に議題となつて現はれました時に、政府委員は出席して居られたにも拘らず、此案に向つて、勿論議員の諸君の中から政府の意見を質される所の御質問はなかつたのでありますが、政府が進んで此案に對して何等意見を申述べられなかつたのであります、其後議長から委員に私が指名を受けまして、それで、正副委員長の選擧を其後行つたのであります、併ながら右申上げました如く初めて此案が議題として當議場に現はれました時に、政府は何等此案に熱心であるやうな、此案に贊成であるやうな意見がなかつたものでありますから、是は會期切迫の折からでもあるので餘り政府は此案を熱心に贊成せられるのではないと云ふ位に私は考へて居つて、決して怠慢でも何でもなかつたのでありますが右樣な理由に依つて今日まで唯正副委員長の選擧だけ行つて、其他會議は開かなかつたのであります然る所政府の方から此案には全然同意をするのであるから、會期切迫の今日でありますけれども、此案は內容は極めて良いのであるからして、どうぞ會議を開いて見て吳れろと云ふ希望が實はあつたのであります、今日此希望に基きまして、それならば開かうと申して此會議を今日午後に至りまして開いた次第であるのであります、それで唯今此案のことを申上げる前に前後はするのでありまするが、一應政府に私は將來のことに向つて注意して置きたいと思ふのであります、それは唯今同僚である所の大木伯爵が大聲叱呼して高橋大藏大臣に言はれた如きことではないのでありますが、私のみならず柳澤伯爵の如き、常に衆議院提出の案に向つては成るべくは政府が贊否何れかの意見を、吾々の爲に參考に相成るものであるから述べて吳れと云ふ希望は何時でも申述べて居られるのであります、殊に贊成を表せらるゝ案であつたならば、衆議院の提出案なりと雖も斯く〱の理由であるが故に贊成を表すると云ふ事を言はれて、さうして滿場の諸君に其意義を徹底せしむるのが、是が當然の事であらうと思ふのであります又さうであつたならば今日の如き誤は無かつたのでありますが、前申上げました如く政府が餘り御熱心でないと思つた爲に、會期切迫の折からわざ〱委員會を開くにも當らぬと思つて、委員會の會議を開かなつたのでありますが、政府は非常に贊成であると云ふことであつたのであります、將來は成るべく政府委員は衆議院提出の案と雖も、贊否の意見の在る所は憲政上の德義として成るべくは述べて戴きたいものであると云ふ事は、痛切に此點に於て感じまするが故に司法次官一人と云ふのではないのである政府當局者に向つて、もう少し衆議院の案に向つて親切に贊否何れか意見の在る所を此議場に於て表明して戴きたいと云ふことを切望して止まぬのであります、此案の內容は要するに年々請願として當院にも現はれて來るのでありまして、司法代書人に關する所の法規を定めて吳れろと云ふ請願も始終現はれて來るのでありまして、當院に於ても是は採擇して居つたのであります、で又政府當局の意見も聽きました所が、政府も何とかして此司法代書人の取締をしたいと云ふ希望は持つて居られたものださうであります、それで衆議院で初めて此案を提出に相成りました時には此內容とは少しく異りまして恰も辯護士法に依つて辯護士を支配するが如き法律のものであつたさうであります、併ながら政府は其儘では之を贊成しなかつたのであります、段々懇談を重ねました結果、此修正すべき所を指摘してさうして極めて此時弊を救ふに足るだけのものに衆議院に於て修正を加へてさうして可決をして現はれて來たのが此司法代書人法であるのであります、それで唯今の所では代書人と申します者は、總て東京では警視廳の管轄で之を取締り、其他は地方官廳に於て相當に取締をして居るものであるさうであります、併ながら此案に依りまして、司法代書人の制を定めまして、裁判所に屬する所の司法代書人は特に司法代書人法に依つて司法省に於て、是の取締をすると云ふことにしたいと云ふのが、此案を提出した精神であるさうであります、それで段々政府當局に尋ねて見ました所が、代書人には中々弊害が多いのでありまして時と致しますると、職務上の祕密を漏洩したりなんかして、洵に之を取締することが必要なことゝ思ふのでありますけれども、前申す如く總て是は東京に於ては警視廳、地方に於ては地方長官に於て之を取締をして居るものでありますが故に、地方官憲として之を取締ることは出來なかつたので誠に不便を感じて居つたのでありますが、此案が幸にして成立すれば之れを司法代書人だけは取締ることが出來るので誠に都合が好いと云ふ司法次官の意見であつたのであります、それで又內務省の側の意見を尋ねる必要がありますので、特に警保局長の出席を求めまして尋ねました所が、警保局長に於ても此案の內容には同意を表せられたのでありまして、即ち簡單な是だけの條文の法律案ではありますが、是が實施出來ますれば相當に取締り得る所の効果は確かにあると云ふ政府の言明を得た次第でありまして、採決の結果全會一致を以て之を可決いたしたのであります、此段簡單に御報道を致して置きます、尙ほ詳細なることは若し御質問がございますれば、政府委員に詳しく御尋あらむことを希望致します。

〔發言の許可を求むる者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　唯今柳原特別委員長が司法代書人法案の特別委員會の經過、結果を報告するに當つて、政府提出案にあらざるものに對して政府より政府の意見を申述べたと云ふことを御申述べになりましたが、是は特別委員會の經過、結果には何等關係のないことゝ考へますから、將來委員會の經過、結果の御報告の際には左樣なことを御陳述に相成らぬことが宜からうかと思ひます。

〔發言の許可を求むる者あり〕

而して政府の熱心の有無に付て委員會を開くと云ふことは成るべく貴族院では避けられむことを望みます。

○伯爵柳原義光君　私としては此案に對して政府が熱心であつたならば熱心であるだけ贊成の意思を表せられたが便宜であると考へましたから、今申しましたのでありますが、其以上は各々の見る所に依つて然るべきことゝ存じます。

○議長（公爵德川家達君）　議長が申しましたのは、司法代書人法案の特別委員長の資格にあらずして、御自席で其御說を述べになることは一向差支ないことゝ考へます。

○谷森眞男君　本案に付て政府委員に質問いたしたう存じます、本案に付て是が可決になりますれば、唯今委員長の御報告に依つて相當の取締はすると云ふ御說明であつたやうに承りましたが、此司法代書人の取締と云ふことは餘程むづかしいことであらうと考へます、是はもう代書人のありますことは誠に便利であります、併ながらそれになる人の人格の問題と云ふものが餘ほど必要の問題であらうと考へるのであります、其邊に付ては十分政府に於て取締をなさることでありませうが、動もすると是は甚だ惡い弊害を生じて辯護士にあらざる所の昔申した三百的代言と云ふことになりはしないかと云ふ弊を私は甚だ恐れるのであります、其邊の取締は十分御出來になることゝ信じますが、一應其邊の御考をちよつと伺つて置きたいと存じます。

「政府委員鈴木喜三郎君演壇に登る」

○政府委員（鈴木喜三郎君）　御答へ申上げます、唯今御質問中にもございましたる通り、從來の制度でありますと云ふと、世に所謂三百代言的と云ふやうなものゝ取締は實際出來ない、今日府縣若くは警視廳に依つて認可を受けて居ります、所の代書人が代書の事務を營む傍らに、所謂人民を唆かして訴訟を提起せしめるとか、或は自分の依賴を受けたる所の事件の内容を相手方に密告するとか云ふやうなことの多々弊害があるのであります、所が今日の監督關係に於きまして、裁判所に於いては奈何にせむ、之に向つて何等の訓戒、何等の譴責をも加ふることが出來ないので、本法に依りまして其監督等も十分出來やうと思ひます、從つて代書人の認可を與へまするに付きましては十分其人の性格、技能等を調査いたしまして嚴密に認許を與へる考でございます。

○議長（公爵德川家達君）　兒玉伯爵は唯今議長が……何か御發言になりたい……

○伯爵兒玉秀雄君　もう議長の先程の御說明で了解いたしました。

○議長（公爵德川家達君）　本案の第二讀會を開くに御異存ございませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○伯爵柳原義光君　直ちに第二讀會を開かれむことゝ望みます、

○伯爵松平賴壽君　贊成。

「其他「贊成」と呼ふ者あり」

○議長（公爵德川家達君）　直ちに本案の第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第一條より終り迄を問題に供します……原案に御異存ございませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○伯爵柳原義光君　直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○子爵東坊城德長君　贊成。

○山脇玄君　贊成。

「其他「贊成」と呼ふ者あり」

○議長（公爵德川家達君）　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第二讀會決議通りで御異存ございませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　農工銀行法中改正法律案衆議院提出、第一讀會の續、委員長報告、片桐子爵

農工銀行法中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正八年三月二十四日

右特別委員長　子爵　片桐貞央

貴族院議長公爵德川家達殿

「子爵片桐貞央君演壇に登る」

○子爵片桐貞央君　唯今議題に上つて居りまする農工銀行法中改正法律案の委員會の經過並に結果を簡單に御報告申上げます、委員會は一昨二十四日開きまして審議の結果、全會一致を以ちまして可決いたしました次第でございます、本案は衆議院送付案でございまして、政府に於かれましても之に對して同意をされて居るのでございます、本案の大體の要旨を簡單に申上げますれば、小農工業者に對しまして資金の貸付を致し、其融通を便利ならしめて斯業の開發、發展を益々圖りたいと云ふのでございます、即ち改正案は第六條、第五條に於きまして二十人以上の農業者、又は工業者か連帶責任者を集めまして借入を要求いたしました場合に於きましては、其信用の確實なる者に對しましては定期償還を定めまして、それに貸付を致すことになつて居るのでございますが、此二十人以上の人を集めますと云ふことは實際に於て困難なるのみならず、且又信用ある者のみを二十人集めると云ふことは困難なことでありまして、却つてそれが爲に法の精神を誤るやうなことが往々ございますので、今回は十人と致しまして、却つて信用のある者を集めまして、確實に其資金の融通を圖るやうにしたいと云ふのでございます、又他の一つは据置年限のことに付てでございまして、第十三條に於きまして、据置年限を一年以上五年以内と定めてございますが、今回はそれを五年以内と致しまして、又債務者の資力に應じまして、据置年限の短縮、又は廢止を希望いたしました場合には、其意思に任せまして据置年限を廢止し、又は短縮いたしたいと云ふのであります、尙ほ又償還据置を新に設けまして、それは天災地變、其他避くべからざる事故の起りました場合に於きまして、債務者が其資金を返還するのに困難を生ずる場合がございますので、それに對しまして、向更ら据置年限を五箇年以内に於て据置年限を置きたいと云ふのでございます、此實例を申しますれば、例の櫻島一件が基になりまして、斯う云ふ案が起つたのださうであります、大體の要旨は唯今申上げますやうな事情でございまして、委員會に於きましては二三の質問がございました、簡單に其要旨を申上げますれば、近來農工銀行の維持が困難のやうである、爲に勸業銀行と合併の問題も起つて居るやうであるが、それに對して政府は如何に考へて居るかと云ふ事であります、政府はそれに對して、目下調査中でございますので、具體的にどうと云ふ御返答は出來ないと云ふ答辯でございました、又其他勸業銀行と農工銀行の貸付に對する步合の差違は如何、又農工銀行の現在の資金はどの位であるかと云ふ數字上の御質問が二三ございましたが、是は數字上のことに渉りますから茲では省きます、以上申上げましたやうな次第でありまして委員會は全會一致を以ちまして、原案を可決いたしました次第であります、此段御報告申上げます。

○議長（公爵德川家達君）　小野田元凞君。

「伯爵大木遠吉君發言の許可を求む」

○議長（公爵德川家達君）　小野田君に發言を許しましたから、暫く御待ちを願ひます。

「小野田元凞君演壇に登る」

○小野田元凞君　唯今委員長より御報告になりました農工銀行改正案に贊成を致しますのでございますが、贊成すると同時に二つの希望を述べたいと存じます、今日の場合斯くの如く述べることは甚だ遺憾と存じますけれども、過日兩院を通過いたしましたる所の開墾助成法が近日公布になることと考へます、是が公布になりますと、どうしても此希望を述べて置かなければならぬと云ふことを考へましたが爲に、暫く靜聽を煩はしたいと思ひます、其二つと申すのは此農工銀行のことは申上げるまでもなく、三十年に創立になりまして、僅か一二縣を除くの外は三十年に創立になつたことと記憶いたして居ります、爾來其株の三分の一は府縣知事の持株になつたのであります、其趣旨は申上げるまでもない、一縣に一つ設けまして、地方の農業工業の發達を圖ると云ふ御趣意に過ぎないやうに存じます、其爲に、當初は十年間と云ふものは補助法に依りまして、府縣知事の配當は致さなかつた、其十年間と云ふものは農工銀行に交付して、府縣知事以外の株主に皆配當して仕舞つた、語を換へて申しますれば、數多銀行がある中で、農工銀行の株主に限つて國庫から補助を受けたと云ふことになる、然るに尙ほ五年間の配當の延期を請求して、矢張り引續いて其府縣知事に株主配當をせずに、農工銀行の株主に配當して居る、尙ほ五年間延期を願ふた、今度は補助法を改正いたしまして、㊀あとの五年間は農工銀行の準備金に入れると云ふことになつた、其金を通計いたしますと、千百何萬と云ふ金になります、それは現金だけを通算したので若し之に半期毎利子を加へましたならば、餘程多額の金になります、さう云ふやうに農工銀行と云

ふものは恩典を蒙つて居るにも拘らず、勸業銀行と農工銀行と協定の上に勸業銀行と云ふものは三萬圓以上でなければ貸付をしない、三萬圓以下は農工銀行から借りんければならぬ、其上に例へば農工銀行では八朱、勸業銀行では一割、現に自分等大株主の時分に、同じ縣の地域の耕地整理を爲す場合にも、三萬圓以下の耕地整理の場所は八朱の金を借りて、それ以上の所は一割の金を借りて仕事をしたと云ふ事になつて居る。二十年間斯くの如き所の恩典を蒙つて居つたのでありまして、二十年經つて初めて府縣に交付することになつた、其交付しました所の金がちよつと記憶いたしては居りませぬやうですが、大分大きな金が今日府縣に入つて居りますのであります、七十二萬圓と云ふものが今度府縣の歳入になつた、其歳入は一般會計に入れて使つて參ります、さう云ふことになつて居りますのでございまして、二十年間此保護を受けたのでありますから最早農工銀行と勸業銀行の貸付の制限もなく、又利子も勸業銀行同樣に農工銀行は貸付けて居るものと自分は考へて居りましたが故に、過日委員會に於きまして聞きました所が、矢張り依然として三萬圓以上は勸業銀行、三萬圓以下は農工銀行と云ふことになつて居る、此度開墾助成法案は政府から六朱の利子を與へて開墾を奬勵されると云ふに拘らず、尙ほ農工銀行から借りる金が高いと云ふことは甚だ宜しくあるまいと思ひますから、第一の希望は、農工銀行と勸業銀行を合併しまして今の代理店の名義を支店にして合併したいと云ふ希望であります、此合併が俄に出來ませぬなれば、今申上げました所の貸付金額を、矢張り農工銀行の貸付も勸業銀行の貸付も金の制限を取つて仕舞つて、尙ほ其上に利息のことも矢張り勸業銀行同樣一割ならば一割、同一の貸付の事にしたいと云ふ事が、是が第一の希望でございます第二は此農工銀行に關係がございませぬが、今府縣に配付して居る所の七十二萬圓の金を農工銀行の補助法にあります所の府縣知事より內務大藏大臣の許可を得ますれば、町村に配付が出來る、配付した所で僅か百萬圓未滿の金でございますけれども、御承知の通り町村の經濟は何れの町村と雖も一萬二千の町村で教育費が半ば若くは半ば以上を占めて居る、のみならず人口增殖と同時に就學兒童が增しまして、建增しに建增しと云ふ有樣であります、それのみならず町村の此正教員の不足を告げますことは御承知の通り二萬五千もある、小學校の正教員と云ふものを學級數に對しますると、十二萬八千人を要しますのみならず、到底正教員を得ることが出來ませぬ爲に多くは任用教員を以て充てて居る、其正教員の不足と云ふものは二萬千人と云ふものになつて居る、さう云ふ町村の有樣になつて居りますが故に、府縣に配當になります所の金は農工銀行補助法の中に明に明文があること故に、法律も何も要せずして、大藏大臣の御訓令一本で府縣知事が上申しまするならば出來得ることと存じますから、之を町村に配布したい、此二點であります、甚だ會期切迫の所で餘計な希望を述べたやうで御靜聽を煩はして相濟みませぬ

○中村圓一郎君　唯今小野田君の御演說の中に對しまして少しく伺ひたいと思ひますが宜しうございますか。

○議長（公爵德川家達君）　質問ですか。

○中村圓一郎君　小野田君に對する質問です。

○議長（公爵德川家達君）　小野田君に對する質問でありますか。

○中村圓一郎君　小野田君か若くは政府委員に對する質問であります。

○議長（公爵德川家達君）　御述べ下さい。

○中村圓一郎君　それは勸業銀行は三萬圓以上を御貸付けになる、其以下は地方の農工銀行に貸付けさすと云ふことになつて居ると云ふことでございましたが、私は左樣なことはないと承知して居ります、一應さう云ふことがあるか否やを小野田君或は當局政府委員の御方に伺つて置きたいと思ひます。

〔政府委員神野勝之助君演壇に登る〕

○政府委員（神野勝之助君）　御答へ致します、勸業銀行が自分の資金を以て貸付を致しまする場合には金額に制限はございませぬ、唯先刻小野田君の仰せになりましたのは大藏省預金部から低利資金を出す、其資金に付ての御話であつたかと考へます、詰り資金を出します時に三萬圓以上の時は勸業銀行から直接貸付をすると云ふことに大體極めて居ります、三萬圓以下の分は農工銀行に代理貸付をさすと云ふことに大體極めて居ります、場合に依つては例外もあることはありまするが、先づさう云ふことに極めて居ります。

〔發言の許可を求むる者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　大木伯爵に御約束して置きました。

○伯爵大木遠吉君　私は委員長に質問を致したい、委員長の報告の中、櫻島事件と云ふ御言葉がございましたが、一向了解を致しませぬから、其內容の御說明を願ひたい。

○子爵片桐貞央君　櫻島爆發に付きまして請負者が資金の返還に苦しみました場合がございます、それに付きまして据置年限、中間据置と云ふことがございますと資金を返還いたしますことに付て大變便利を得るのであります、但し利子は支拂ふ、それに付て此中間据置年限と云ふことが起つた次第ださうであります、尙ほ精しいことが何でございましたら政府委員から御聽きを願ひたい。

○阪本釤之助君　私は此農工銀行と云ふものは常に……と申すのは少し語弊があるかも知れませぬが、頗る地方に於て弊害の多いものと了解いたして居ります、府縣には監理官と云ふものがありまして、縣廳に監理官が居りまして、常に監理いたすことになつて居りますけれども、農工銀行は多くは地方の或る勢力の寄る所となつて居りまするので、兎角此府縣廳との關係上餘り嚴格に監理することが出來ない事情が多いのでありまして、兎角貸出・其貸出の爲に延滯する、此銀行の業務上に於て事情が非常に纏綿することが多いのであります、それで私共考へますと、農工銀行法を改正するならば、一歩々々嚴格に導く方に改正して欲しいと思ふ、それに此度の改正を見ますと寬大にする方であります、二十人の信用貸を今度は十人にすると云ふことでございますから、二十人の信用ある者を寄せますのはむづかしいから、十人にしたら信用ある者が集まると云ふことは誠に堅白異同の辯である、二十人ならば不信用な者が多少混つて居りましても、十人よりは宜しいのである、然るに二十人が十人になれば、ひどく信用のある人が集まるけれども、二十人では信用のある人を集めることはむづかしいと云ふことは、さつぱり了解し兼ねるのであります、餘り細くは論じませぬ、又据置年限の如きも兎角延滯勝になる、弊害ある銀行に向つて更に又据置年限の延長を法律改正に依つて見るが如きは甚だ感服し兼ねるやうに存じますが、政府は此案に御同意になつて居ると云ふことでありますから、農工銀行の弊害及將來に於ける取締は此法律案が改正になつて寬大になりましても、より以上取締が出來ると云ふ御所信であるかと云ふことを一應伺ひたいと思ひます。

〔政府委員神野勝之助君演壇に登る〕

○政府委員（神野勝之助君）　二十人を十人と致しますのは、形の上から申しまするど寬大になつて、取締が惡いかの如き感を呈するのであります、併ながら今日の實際は二十人の信用ある人を集めると云ふことは事實困難であるのが、今日の事實でありまして、强ひて二十人の人數を集めるのに、自分達の家族親類を集めて二十人にするとか、或は使つて居る者を集めて二十人にするとか云ふことをして、唯々其形だけを繕ふと云ふやうなことが往々ありますので、實際二十人の資力ある人を集めると云ふことは今日の狀態では誠に困難であるのであります、それで寧ろ人數を十人に致しても、實際資力ある人が集まる方が信用が厚いと見まして、此際十人にすると云ふのは今日の狀勢に適して居るものと考へましたのであります、それから中間据置を設けますのも、矢張り是は從來の經驗に鑑みまして場合に依つては起債者並に債務者の相談の上、五年以內の中間据置に付けると云ふことは、其必要に應じて必要なことと考へまして、政府に於ては適當と認めて居りますのであります。

○阪本釤之助君　法律上の解釋は御辯明を得ましたが、現在の各地方の農工銀行と云ふものは、何れも誠に整頓を致して居り、弊害の無いものと御認めになつて居りますか、之に付ては今日より以上の何か御取締をなさると云ふ御考がありますか、既に小野田君の申されました勸業銀行に交付すると云ふやうなことなども、地方の弊害を認めて、斯くなつた方が寧ろ宜くはないかと云ふ風に考へて居るのでありますが、今日の地方の農工銀行は良いものもございませう、良いものもございませうが、隨分中には如何はしいものがありますが、それ等は此法律の改正如何に拘らず・十分改良、若くは整理と云ふやうなことに付て御取締が出來つゝあり、又御取締をなさると云ふことを御注意になつて居りますかと云ふことを伺ひたいと思ひます。

○政府委員（神野勝之助君）　弊害が若しありと致しますればそれ等の點に付きましては十分注意を致しまして、取締る積りで居ります。

○議長（公爵德川家達君）　本案の第二讀會を開くことに御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、片桐子爵。

○子爵片桐貞央君　直ちに第二讀會を開かれむことを望みます。

○子爵八條隆正君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに本案の第二讀會を開いて、御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　全部を問題に供します……全部原案に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○子爵片桐貞央君　直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○子爵八條隆正君　贊成。

○議長（公爵德川家達君）　直ちに本案の第三讀會を開いて、御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

〔内田嘉吉君發言の許可を求む〕

○議長（公爵德川家達君）　内田君は……

○内田嘉吉君　私は議事の經過に付きまして議長に御尋を致したいと思ひますが、發言を御許しを願ひます。

○議長（公爵德川家達君）　どう云ふことでございますか。

○内田嘉吉君　多數の案件も既に議了し終りまして唯々委員會の議事に付せられました穀物收用令のことに付きまして何等の御報告もございませぬやうでありますか、之に關しまして委員長より……

○議長（公爵德川家達君）　ちよつと御待ちを願ひます、其事に付ては矢口長右衞門君から通告を得て居ります。

○内田嘉吉君　それでは其方に……

○矢口長右衞門君　唯今質問を致さむと思ひましたことは先刻どなたからか言はれました穀物收用令其他二件の特別委員會の状況でございますが、是は此案に付きましては數回會を開かれましたことも本員は承知いたして居ります、而して今日問題になりまして、唯今此特別委員會の來歴を必ず報導されると豫期して居りましたが、更に其御樣子がありませぬのは果して此案をば何等解決を與へないのでございませうか、又それとも少數にして委員會を開くことも出來得なかつたのでございますか、要するに此問題は世間の人から餘ほど注目を惹いて居ります、衆議院からして送付になりまして、果してあの問題は如何に成行くかと云ふことは地方の者に於ては殊に注意を惹いて居ります、而して何等此問題に付て解決を與へないと云ふことは大に其意を得ぬと思ひます、隨分議論もございませうし、又委員としてそれ〳〵意見もございませう、果して其是非を十分明にして、之を決しないと云ふことは本員の甚だ遺憾とする所でございます、それに付て委員長より其經過はどんな風であつたか、果して今日開き得なかつたのは如何なる事情でありしか、其邊を明に御答を願ひます。

○伯爵柳澤保惠君　私は委員長として唯今の御質問に御答いたします、穀物收用令委員會は嘗報にあるが如くに、既に今日で二回と心得て居ります、前回に於ては種々の御質問があり、殆ど一時間か二時間位會を開きました、併し其時は委員諸君より大臣に對する御質問がございました爲に、又大臣は御不在であつたが爲に會を開くことが出來ずして第一回は終つたのでございます、次いで今日其會があつたのでありますが、私の不幸にして差支がありました爲に退席いたしまして、副委員長に御開催あらむことを希望する旨を書記に申傳て置きました、私か用を終つて歸つて來ると、其先きに皆樣で會が開かれて居つたのであります、今日の委員會の如何になつたかは副委員長より御聽きを願ひます。

○山脇玄君　唯今委員長から申されました通りであります、吾々の委託を受けましたのは三件でありまして……ちよつと委員長に今代ると云ふことは甚だ僭越な次第でありますが、大正七年勅令三百七十三號と、それから大麥及小麥粉の輸入税減免に關する法律案、それと穀物收用令の三件の委員會を開いたのであります、此穀物收用令を除けました其案を數回開會を致しました、此中の二案は委員會を通過いたした次第であります、穀物收用令は一番最後に殘つて、唯今委員長の御報告になりました通りに、本日委員長御缺席の爲に私が代理をして委員會を開きました、所が會期切迫で、本會も大分議案の重要なものがありますし、又委員會も他に澤山ありまして數回此委員を集めて見ました所がどうも定數に充たずして、遺憾ながら會議終了に至らずしてしまつたのであります……間違ひました、で會議を開くことが出來ずして終つたのであります、是より外にはどうも御報告を申すことは出來ませぬ

○議長（公爵德川家達君）　内田嘉吉君に伺ひたいと思ひますが、唯今内田君の御發言中議長が御止め申したやうな譯で、甚だ恐縮な譯でございますが、矢口君が御通告をなされて居りましたから、矢口君に發言を御許したのでありますが、同じ御質問でなかつたかと思ひます。

○内田嘉吉君　其通りでございます、矢口君の御質問と私の方は同一でございますから、取消します。

○議長（公爵德川家達君）　矢口君に伺ひますが、唯今の問題はもう是で宜うございますか。

○矢口長右衞門君　宜しうございます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第十五より第三十まで請願會議。

〔左の意見書案は朗讀を經さるも參照のため玆に載錄す以下之に傚ふ〕

意見書案

金祿公債證書不足額下付に關する件

佐賀縣佐賀市大字與賀町士族無職業江藤冬雄外十五名呈出

右の請願は請願人等は舊佐賀藩士にして明治七年國事犯人として處罰せられ除族没祿せられたる者又は其の家名繼襲人にして憲法發布の際大赦の恩典に浴したるものなり而して家祿賞典祿に對する金祿公債證書の給與を受けたるも尚其の祿高に對する不足額の追給を受くるを得さるは甚遺憾なるを以て齊しく之を給與するの法律を制定せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

金祿公債證書不足額下付に關する件

佐賀縣佐賀市大字水ケ江町士族著述業伊藤祐穀外三十二名呈出（二通）

右の請願は請願人等は舊佐賀藩士にして金祿公債證書の給與を受けたるも尚實價の祿高に對する金額との差額の給與を受くるを得す而して該差額下附の請求は誤て明治四十二年法律第二十一號の定むる出訴期限を經過したる爲之を爲すを得す甚遺憾なるを以て之を救濟する法律を制定せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

家祿賞典祿下付に關する件

青森縣青森市浦町士族教員山内元八外三百二十六名呈出

右の請願は請願人等は舊斗南藩士にして各種の事情に因り明治三十年法律第五十號及明治四十二年法律第二十一號の發布を知らす該法律の與ふる恩典に洩れたる者なり然るに大正六年行政裁判所の判決に依りて舊斗南藩最後の祿制を確認せられたるを以て之を救濟するやう法律を改正せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

家祿賞典祿下付に關する件

福島縣若松市徒之町公吏松本時正外二百十名呈出

右の請願は舊斗南藩士は祿制處分の際家祿なしと認められ明治三十年法律第五十號の恩典にも浴する能はさりしか後明治四十二年法律第二十一號に依り行政訴訟提起の權利を與へられたるも各種の

事情に因り之か權利を實行したる者全藩の三分の一に達せす然るに最近行政裁判所の判決に依りて舊斗南藩最後の藩制を確認せられたるを以て未出訴せさりし請願人等を救濟するやう法律を改正せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

特別用驛規則中改正の件

青森縣青森市大字大町平民松森豊外一名呈出

右の請願は鰊は其産額夥しく最食用に適す然るに多く食料として利用せられさるは甚遺憾とする所なり而して之を國民の食料に供するには鐵道輸送賃金の割引と貯藏用鹽價の割引とを行ふを以て最急要と認むるか故に特別用鹽規則第一條第一項第七號中に鰊を加へられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すべきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

三本松區裁判所復設の件

香川縣大川郡三本松町長岡田浩外九名呈出

右の請願は香川縣大川郡三本松町は近時諸會社勃興し人口増加したる爲裁判所及戸籍事務頻繁なるに拘らす曩に三本松區裁判所を廢止せられ遠隔なる高松區裁判所の管轄に屬せしめられたるは甚遺憾なるを以て三本松區裁判所を復設し高松區裁判所管轄區域より適當なる町村を分離し之を管轄せしめられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

野崎郵便局に集配事務開始の件

栃木縣那須郡野崎村長蓮見佐太郎外三十三名呈出

右の請願は栃木縣那須郡野崎村は戸口多く地域廣濶にして各種の産物に富むのみならす村内に東北本線停車場の開設せられし以來交通取引の要地となりたるに拘らす野崎郵便局は無集配局なる爲野崎驛にて受渡する郵便物は佐久山局を迂回して集配せらるゝに依り延滯甚しく不便不利尠からさるを以て野崎郵便局に於て集配事務を開始せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

坂上郵便局桑野郵便局間に遞送開始の件

岐阜縣吉城郡國府村公吏岡村利平外二名呈出

右の請願は岐阜縣下坂上、桑野兩郵便局は僅に四里を隔つるに拘らす其の間遞送を行はさる爲郵便物は河合、古川、船津、茂住、細入の各局を迂回して發受せられ多くの日子を費し地方民の被る不便不利甚しきを以て速に兩郵便局間に遞送を開始せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

野洲郵便局に電信並集配事務開始の件

滋賀縣野洲郡野洲町長鷲田平吉外四十名呈出

右の請願は滋賀縣野洲郡は小郡に過きさるも近年農蠶商工の諸業大に發達し通信事務頻繁を加へしも是等の事務を管轄する守山及江頭兩郵便局は郡の一隅に僻在する爲不便少からす而して野洲町は郡の中樞に位し交通至便にして貨客の集散頻繁なるに依り野洲郵便局に電信並集配事務を開始せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

家祿賞典祿下付に關する件

山口縣阿武郡萩町平民福田卯三郎外一名呈出

右の請願は請願人又は其先代は嘗て舊山口藩の兵籍に入り功を以て賞典祿を賜りたるも明治三十年國事に關する犯罪の爲之を沒收せられ後大赦の恩典に浴したる者なり然るに誤て明治二十七年法律第二十號の定むる出願期限を經過したる爲明治九年太政官第百八號布告に依る金祿公債證書を受くることを得さるに至りたるは甚遺憾なるを以て適當なる方法に依り之を救濟せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

阿讃連絡鐵道東讃線敷設の件

香川縣高松市古馬場町平民會社員鈴木幾次郎外六十名呈出

右の請願は讃岐線高松驛より香川縣木田、大川の兩郡及德島縣板野郡を經て德島本線德島驛に達する鐵道の敷設は兩縣の交通を阻害する峻嶺を突破し四國循環鐵道の一行程たると共に沿線地方の富源を開發し商工業の發展を促すものなるを以て速に之を實施せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

上越鐵道中高崎澁川間工事速成の件

群馬縣高崎市長古木秀太郎呈出

右の請願は上越鐵道の敷設工事中高崎方面は澁川沼田間の工事を先にし高崎澁川間を後にせらるゝ由なるも右は高崎澁川間の密接なる經濟關係を無視し地方富源の開發上遺憾なるのみならす澁川沼田間の工事用材料の輸送等に前橋又は高崎より澁川に至る既設電氣鐵道を使用するか如き事あらは是等の地方の交通は一層混亂するに至るへきを以て速に高崎澁川間の工事に着手せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體に採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

福岡縣三瀦郡大野島村に無集配郵便局設置の件

福岡縣三瀦郡大野島村士族農蒲池正規呈出

右の請願は福岡縣三瀦郡大野島村及佐賀縣佐賀郡大詫間村は境域相接し地濶く人口多く海産物に富み郵便事務頻繁なるも郵便局を距ること遠く不便尠からさるを以て兩村の中央に位する大野島村字内開に無集配郵便局を設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

大正六年法律第六號軍人恩給法附則改正の件

鹿兒島縣川邊郡西加世田村平民農中尾正幹外二十三名呈出

右の請願は大正六年法律第六號を以て軍人恩給法を改正して恩給を受くるの事由か明治四十四年三月以前に生したると同年四月以後に生したるとに依り支給額を異にするの不公平を除せられたるも尚扶助料は大正九年分より退職恩給又は免除恩給は同十一年分より初めて増加せられたる全額を支給せらるゝは物價暴騰せる今日に於て受領權利者の甚苦痛とする所なるを以て大正八年一月より十二月迄の分より増加せられたる全額を支給せらるゝやう同法附則第五項及第六項を改正せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日　　貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

東太良郵便局に集配事務開始の件

鹿兒島縣伊佐郡東太良村長時任市熊外一名呈出

右の請願は鹿兒島縣伊佐郡東太良村、西太良村は麥川郵便局の集配區域に屬するも同局の集配區域は廣大にして兩村に配達すへき郵便物は甚しく遲著するのみならす兩村は川內川を以て郵便局と隔絕し屢洪水の爲に發著を阻まるゝを以て東太良郵便局に於て集配事務を開始せられ以て兩村の利便を圖られたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

區裁判所管轄區域變更の件

栃木縣鹽谷郡喜連川町長淺沼成久外二名呈出

右の請願は栃木縣鹽谷郡喜連川町、北高根澤村及熟田村は曩に大田原區裁判所の廢止に伴ひ宇都宮區裁判所の管轄に屬し多大の便利を得たるも大田原區裁判所を復設せらるゝに及ひ再其の管轄する所となり不便不利言ふへからさるものあるを以て管轄區域を變更して之を宇都宮區裁判所の所轄に移されたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

○議長（公爵德川家達君）　是等の請願は請願委員長の報告通り採擇いたして御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第三十一より第四十六まで請願會議。

意見書案

勝山區裁判所出張所設置の件

岡山縣眞庭郡八束村長立田棟造外二名呈出

右の請願は岡山縣眞庭郡八束村、川上村及中和村の登記事務は勝山區裁判所湯原出張所の管轄に屬するも交通不便にして特に寒冬の候積雪に際しては困難甚しきを以て該三村內適當の地に勝山區裁判所出張所を設置せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

伯備線鐵道速成の件

岡山縣上房郡呰部村長杉圭三九外十五名呈出

（十六通）

右の請願は山陰本線鐵道の風水害に遭ふや破壞劇甚を極め之か復舊容易ならす國防上頗憂慮に堪へさるに依り曩に敷設を決定せられたる伯備線を南北兩端より同時に起工し速に之を完成せしめられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

興部枝幸間鐵道敷設の件

北海道紋別郡雄武村平民漁業米苫地元次郎外百七十一名呈出

右の請願は北海道北見國興部村より澤木村雄武村幌內村等を經て枝幸村に至る鐵道の敷設は沿線地方に於ける林產鑛產の開發上並「オホーツク」海沿岸一帶に於ける漁業の發展上最必要なるを以て之を速成せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

帝國在鄉軍人會國庫補助の件

東京市麻布區飯倉町五丁目平民薪炭商山口健治郎外三百八十七名呈出

東京市下谷區中阪町平民公吏片山久藏外百四十二名呈出

右の請願は帝國在鄉軍人會は軍人精神の鍛鍊と軍事智識の增進とを圖るを以て目的とし國防上最重視すへきものなるに拘らす其經費は主として會員の醵金に俟たさるへからす斯の如きは同會をして健全なる發達を遂けしむる所以にあらさるを以て同會に對し其の基本金として相當の金額を國庫より補助せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

鶴岡大泉間輕便鐵道敷設の件

山形縣東田川郡大泉村長伊藤傳治外二十七名呈出

右の請願は山形縣西田川郡鶴岡町より同縣東田川郡山添村を經て同郡大泉村大鳥に達する輕便鐵道の敷設は同地方に於ける豐富なる利源の開發上並人文の啓發上最當を得たるものなるを以て速に之を實施せられたしと旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

白水輕便鐵道敷設の件

福島縣西白河郡白河町平民藥劑師安田平助外百六名呈出

右の請願は郡山大宮間輕便鐵道の將に敷設せられむとするは關係地方民の喜ふ所なりと雖同鐵道線路中棚倉大宮間の工事を速成するに於ては既設に係る私設鐵道白棚線等と合せ白河水戶間に於て東北本線と常磐線とを連絡せしめ以て沿線地方を開發せしむへきを以て速に該工事に著手せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

北海道上川郡人舞村に帶廣區裁判所出張所設置の件

北海道上川郡人舞村平民商中田兼藏外十一名呈出

右の請願は北海道上川郡人舞村屈足村は戶口多く農業繁盛にして登記事件繁多なるも之を管轄する帶廣區裁判所を距ること遠く往復の爲多くの日子と費用とを要し不便不利甚しきを以て人舞村字清水に帶廣區裁判所出張所を設置し前記兩村及鄰村を其の管轄區域とせられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

軍人恩給法中改正の件

熊本縣飽託郡清水村豫備役陸軍騎兵大尉長江虎臣外二十一名呈出

右の請願は軍人恩給法は數度の改正を經て殆と公平を得たるも尙明治二十三年勅令第二十四號に依り特に官等を進められたる者にして其の官等に相當する恩給を得さるは文官退職の場合若は近來陸海軍人の現役を去る場合に於て優遇の方法を採らるるに比し權衡を失するを以て彼此厚薄なきやう同法を改正し大正八年度より之を實施せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

意見書案

鶴岡區裁判所狩川出張所設置の件

山形縣東田川郡狩川村長奧山良平呈出

右の請願は前期議會に於て山形縣東田川郡狩川村大字狩川に鶴岡區裁判所狩川出張所を新設せられむことを狩川村長外四箇村長の連署を以て貴族院に請願し既に採擇せられたるも未之か設置を見さるは甚遺憾なるを以て大正八年度に於て之を實行せしめられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

軍人恩給法中改正の件

岩手縣盛岡市仁王第四地割後備役陸軍步兵少佐佐藤伍作外二名呈出

右の請願は軍人恩給法は數度の改正を經て殆と公平を得たるも尙明治二十三年勅令第二十四號に依り特に官等を進められたる者にして其の官等に相等する恩給を得さるは文官退職の場合若は近來陸海軍人の現役を去る場合に於て優遇の方法を採らるるに比し權衡を失するを以て彼此厚薄の差なきやう同法を改正せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

町村長表彰規則制定に關する件

大阪府東成郡鯰江町平民農筧半兵衞呈出

右の請願は町村の事務は複雜なるを以て町村長の適否は地方自治の發展上至大の關係を有す然るに其の待遇十分ならさるか爲適材を得ること困難なるは甚遺憾なるを以て町村長表彰規則を制定し功勞ある町村長に對し勳位を授與せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

根室港修築速成の件

北海道根室郡根室町平民商細谷與吉外四十六名呈出

右の請願は根室港の修築は北海道拓殖計畫の一として企畫せられしと雖近時鐵道速成策の犧牲に供せられ遂に實施を見す然るに同港は航海の要衝に位し海外輸出港として及北千島產業開發の策源地として船舶の出入貨物の集散益多きを加ふるに至り之か修築は一日をも緩うすへからさるを以て大正九年度より之を實施せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

利根江戸兩川浚渫の件

千葉縣東葛飾郡野田町長齋藤倉吉外百四名呈出

右の請願は利根川及江戸川は一府五縣に亘り物資の輸送上唯一の水路として船舶の航行最頻繁なるに拘らす利根運河西口取手間及松戸關宿間には數十箇所の淺瀨あり運輸交通上の不便尠少ならす爲に兩川沿岸地方に於ける殖產興業の發達上一日も忽諸に付すへからさるものあるを以て速に該箇所を浚渫せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

海嘯被害防禦に關する件

東京市深川區新安宅町建築業島田藤吉外十四名呈出（二通）

右の請願は東京市の東部は南方一帶海に面し土地概して低濕なるか爲颱風襲來するときは怒濤狂奔して家屋の倒潰人畜の死傷其の他の損害慘狀名狀すへからさるを以て速に國費を以て海嘯防禦に關する適當の根本方策を講せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

日本住血吸蟲病豫防撲滅事業費國庫補助の件

山梨縣甲府市橘町山梨縣醫師會長高橋貞碩外一名呈出

右の請願は山梨縣甲府盆地を中央と爲し笛吹、釜無兩川の沿岸及兩河川間一市五十一箇村に蔓延しつゝある日本住血吸蟲病は縣民の保健衞生上最怖るへきものなるを以て同縣に於ては半官半民の調査硏究豫防機關を設け今や調査略完成し將に豫防實施期に際會せむとすと雖之に要する費用多大にして水害後疲弊せる地方民の負擔に堪へさる所なるを以て同病豫防の爲國庫より相當の補助を與へられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

意見書案

伯備線鐵道速成の件

岡山縣吉備郡庭瀨町長高畠多七郞外五十三名呈出（五十四通）

右の請願は山陰本線鐵道の風水害に遭ふや破壞劇甚を極め之か復舊容易ならす國防上頗憂慮に堪へさるに依り曩に敷設を決定せられたる伯備線を南北兩端より同時に起工し速に之を完成せしめられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正八年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

内閣總理大臣原敬殿

○議長（公爵德川家達君）　是等の請願も請願委員長の報告通り採擇いたして御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、唯今内閣總理大臣より通牒を受領いたしましたから報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

大正八年三月二十六日

内閣總理大臣原敬

貴族院議長公爵德川家達殿

通牒

本月二十七日貴族院に於て帝國議會閉會式執行被仰出候

○議長（公爵德川家達君）　是にて散會。

午後五時四十一分散會

第四十一回帝國議會貴族院　終

第四十一回帝國議會衆議院

○大正七年十二月二十七日（金曜日）

午前十一時十八分開議

◉勅語奉答文の件

○議長（大岡育造君）　新に議席に著かれたる方を紹介致します、御姓名を讀上げたときに御起立を希望します、德島縣郡部選出議員原田佐之治君。

〔原田佐之治君起立〕

〔拍手起る〕

○議長　大岡育造君）　本日を以て、第四十一回帝國議會の開院式を擧げさせられ、勅語を賜りたるに依りまして、奉答文の會議を開きます、奉答文は例に依て起草委員を設け、之を起草せしむることとし委員の數は十八名、議長に於て指名するに御異議はありませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ直ちに指名を致します、　勅語奉答文起草委員元田肇君、戸狩權之助君、戸水寬人君、小泉策太郎君、井上敬之助君、坪田十郎君、竹内明太郎君、若尾幾造君、武富時敏君、大竹貫一君、小寺謙吉君、佐々木正藏君、櫻井軍之佐君、野添宗三君、鈴木梅四郎君、肥田景之君、金杉英五郎君、花井卓藏君、以上唯今指名致しました委員諸君は、直ちに議長室に參集せられ、委員長及理事の互選を行ひ、引續き起草に著手せられむことを希望致します、暫時休憩致します。

午前十一時二十一分休憩

午前十一時四十五分開議

○議長　大岡育造君）　休憩前に引續き會議を開きます、起草委員長の報告を求めます——元田肇君。

〔元田肇君登壇〕

〔拍手起る〕

○元田肇君　諸君、唯今奉答文起草委員の指名を蒙りまして、委員は會議室に集りまして、先づ委員長理事の互選を致しまして、委員長に不肖、理事に花井博士當選致しました、引續いて會議を開きまして愼重審議の上に、唯今朗讀を致します所の成案を得ましてございます、茲に之を朗讀致します

恭ク惟ニ

陛下茲ニ第四十一回帝國議會開院ノ盛式ヲ擧ケ優渥ナル　聖詔ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ勝ヘス今ヤ世界平和ノ曙光ヲ認メ帝國ノ任益々重ヲ加フ臣等謹テ　聖旨ヲ奉體シ愼重審議上

陛下ノ隆恩ニ對ヘ下國民ノ委託ニ酬ムコトヲ期ス

衆議院議長臣大岡育造誠恐誠惶謹テ奏ス

斯樣な成案を得ましてございまするので、どうか滿場一致御贊成あらむことを希望致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　唯今委員長報告の奉答文に御贊成の諸君は、敬意を表するため起立を希望致します。

總員　起立

○議長（大岡育造君）　滿場一致可決致しました、奉答文は宮中の御都合を伺つて捧呈することに致します、明日は先例に依り午前十時より會議を開きます、當日の議事日程は別に報告を致します。

〔書記朗讀〕

衆議院議事日程　第一號　大正七年十二月二十八日（土曜日）　午前十時開議

第一　全院委員長の選擧

第二　常任委員の選擧

○議長（大岡育造君）　本日は是にて散會。

午前十一時五十分散會

○大正七年十二月二十八日（土曜日）

午前十時七分開議

議事日程　第一號

第一　全院委員長の選擧

第二　常任委員の選擧

○副議長（濱田國松君）　本日は議長は　勅語奉答文捧呈の爲に參内中でありますから、本員此席を瀆します——諸般の報告があります。

〔書記朗讀〕

一德島縣郡部選出議員川眞田德三郎君死去に付其の補闕として原田佐之治君當選せられたり

一去二十五日貴族院より同院成立したる旨の通牒を受領せり

一去二十五日內閣總理大臣より左の通り發令相成たる旨の通牒を受領せり

法制局長官　横田千之助

法制局參事官　馬場鍈一

法制局參事官　松村眞一郎

拓殖局長官法學博士　古賀廉造

鐵道院總裁　床次竹二郎

鐵道院副總裁工學博士　石丸重美

鐵道院理事　永井亨

鐵道院理事　中川正左

鐵道院理事　佐竹三吾

朝鮮總督府政務總監　山縣伊三郎

朝鮮總督府度支部長官　鈴木穆

朝鮮總督府參事官　大塚常三郎

朝鮮總督府事務官　河內山樂三

臺灣總督府民政長官　下村宏

臺灣總督府財務局長　末松偕一郎

臺灣總督府事務官　菊池武芳

關東都督府民政長官　宮尾舜治

關東都督府事務官　永山善之助

樺太廳長官　昌谷彰

樺太廳事務官　西岡實太

政府委員被仰付

外務次官　幣原喜重郎

外務省政務局長　埴原正直

大使館參事官　松田道一

總領事　藤田敏郎

外務省所管事務政府委員被仰付

內務次官　小橋一太

內務省神社局長　塚本清治

內務省地方局長　添田敬一郎

內務省警保局長　川村竹治

內務省土木局長　堀田貢

內務省衞生局長　杉山四五郎

內務書記官　池田宏

內務省參事官　山縣治郎

北海道廳長官　俵孫一

北海道廳土木部長　白男川讓一

內務省所管事務政府委員被仰付

大藏次官　神野勝之助

大藏省主計局長　西野元

大藏省主稅局長　松本重威

大藏省理財局長　森俊六郎

大藏省銀行局長　小野義一

大藏書記官　勝正憲

大藏書記官　佐々木謙一郎

大藏書記官　河田烈

專賣局長官　野中淸

大藏省所管事務政府委員被仰付

陸軍次官　山梨半造

陸軍中將　淺川敏靖

陸軍主計總監　田中政明

陸軍一等主計正　鶴淵仙助

陸軍省所管事務政府委員被仰付

海軍次官　栃內曾次郎

海軍主計總監　志佐勝

海軍主計大監　久野工

海軍省所管事務政府委員被仰付

司法次官法學博士　鈴木喜三郎

司法省法務局長法學博士　豐島直通

司法省監獄局長　谷田三郎

司法省參事官法學博士　山內確三郎

司法書記官　近藤三郎

司法省所管事務政府委員被仰付

文部次官　南弘

文部省專門學務局長　松浦鎭次郎

文部省普通學務局長　赤司鷹一郎

文部省宗教局長　柴田駒三郎

維新史料編纂事務局長　黑澤次久

文部書記官　山崎達之輔

文部省所管事務政府委員被仰付

農商務次官　犬塚勝太郎

農商務省農務局長　道家齊

農商務省商工局長　岡本英太郎

農商務省山林局長　鶴見左吉雄

農商務省鑛山局長　崎川才四郎

農商務省水產局長　村上隆吉

農商務書記官　中井勵作

製鐵所長官　白仁武

製鐵所理事　吉川雄輔

特許局長　鈴木英雄

戰時保險局長　片山義勝

農商務省所管事務政府委員被仰付

遞信次官　中西淸一

遞信省通信局長　中川健藏

遞信省電氣局長　肥後八次

遞信省管船局長　若宮貞夫
臺灣總督府金局長　天岡直嘉
遞信書記官　中西四郎

遞信省所管事務政府委員被仰付

〔左の報告は朗讀を經ざるも參照のため茲に揭載す〕

一委員長及理事左の通り當選せられたり

開院式　勅語奉答文起草の件委員會

委員長　元田肇君

理事　花井卓藏君

○副議長（濱田國松君）　是より會議を開きます、日程第一、全院委員長の選擧に移ります。

第一　全院委員長の選擧

○副議長（濱田國松君）　選擧の以前に念の爲め手續を申上げます、全院委員長の選擧は總て先例に依ります、投票は無記名投票、諸君の御手許に配付致してあります用紙に、被選人一名を御記載の上、木の札の名刺を添えて御持參あらんことを希望致します是より氏名點呼に移ります。

〔書記氏名を點呼す〕

○副議長（濱田國松君）　最早投票漏はありませぬか投票漏はないと認めます――投票函閉鎖――開函。

〔書記官投票の數を計算す〕

○副議長（濱田國松君）　投票總數は二百三十であります、名刺の數も符合して居ります、此過半數は百十六票であります――投票の點檢に移ります。

〔原田書記官投票を讀上く〕

○副議長（濱田國松君）　投票の結果を書記官長より報道致します。

〔寺田書記官長朗讀〕

百六十一點　金澤仁作君

六十六點　橫田孝史君

三點　尾崎行雄君

○副議長（濱田國松君）　衆議院規則第三十條に依り金澤仁作君當選せられました。

〔拍手起る〕

〔全院委員長投票者氏名左の如し〕

磯部尚君　今井今助君
磯野敬君　岩崎勳君
井上敬之助君　岩崎總十郎君
伊東重君　池田龜治君
生田和平君　井島義雄君

鳩山一郎君　秦豐助君
生原忠右衞門君　八田宗吉君
原田佐之治君　林毅陸君
萩亮君　林篤良君
西村正則君　西村種禮君
堀切善兵衞君　戸狩權之助君
陣軍吉君　長田桃藏君
小山田新藏君　尾見濱五郎君
小川平吉君　小田切磐太郎君
大石五郎君　奥田龜造君
小川藏次郎君　岡田榮君
奥田榮之進君　渡邊陳平君
渡邊祐策君　粕谷義三君
河上哲太君　川原茂輔君
神川長久君　吉植庄一郎君
米田穰君　吉原正隆君
田邊熊一君　高島順策君
瀧正雄君　高岡唯一郎君
高橋辰二君　田中隆三君
高橋本吉君　高見之通君
土屋清三郎君　根本正君
中村喜平君　鳴海文四郎君
中橋德五郎君　中村啓次郎君
中野寅次郎君　南里琢一君
長峰與一君　中西六三郎君
武藤金吉君　鵜澤總明君
上野松次郎君　野田卯太郎君
工藤卓爾君　熊谷直太君
熊谷五右衞門君　藏內次郎作君
山本悌二郎君　八木一郎君
山內範造君　山口恒太郎君
前田米藏君　牧山耕藏君
丸山嵯峨一郎君　松浦五兵衞君
松田源治君　福本寅松君
福井三郎君　古谷久綱君
小久保喜七君　兒玉亮太郎君
兒玉好熊君　江藤哲藏君
寺田省歸君　秋本喜七君
赤尾彦作君　秋山金也君
天春文衞君　穴水要七君
阿部武智雄君　赤間嘉之吉君
東武君　齋藤珪次君

齋藤紀一君　榊田清兵衞君
清水市太郎君　島田俊雄君
白石直治君　志々只藤彥君
廣岡宇一郎君　西田鋭吉君
廣瀨鎭之君　百瀨清治君
望月圭介君　毛里保太郎君
森田正路君　元田肇君
關矢儀八郎君　清崟太郎君
鈴木錠藏君　隅田豐吉君
磯貝浩君　今村七平君
井戸文四郎君　石川又八君
井原喜代太郎君　岩佐善太郎君
牛谷清壽君　早速整爾君
西英太郎君　本田恒之君
大森與三次君　大谷高寬君
川崎安之助君　片木政治郎君
唐端清太郎君　加藤政之助君
川崎克君　加藤定吉君
河西豐太郎君　河波荒次郎君
橫山勝太郎君　橫山金太郎君
頼母木桂吉君　田中萬逸君
竹村良貞君　高田耘平君
高橋久次郎君　武富時敏君
長島律太郎君　內藤傳祿君
紫安新九郎君　上村耕作君
野村嘉六君　久須美東馬君
山口俊一君　山道襄一君
正木照藏君　牧口義矩君
松岡勝太郎君　古屋慶隆君
降旗元太郎君　藤澤幾之輔君
小泉又次郎君　小寺謙吉君
小林嘉平治君　小山松壽君
小西和君　淺野順平君
安達謙藏君　齋藤隆夫君
櫻井庄平君　坂口仁一郎君
柵瀨軍之佐君　佐々木正藏君
行德健男君　三木武吉君
三隅哲雄君　下岡忠治君
日比野寬君　樋口秀雄君
平島松尾君　平山岩彥君
森田茂君　森秀次君
關和知君　鈴木富士彌君

伊東知也君　犬飼源太郎君
西村丹治郎君　堀川美哉君
土井權大君　大口喜六君
大堀孝君　大內暢三君
渡邊昭君　神谷卓男君
川口木七郎君　高松正道君
高島兵吉君　植原悅二郎君
野添宗三君　牧野鐵九郎君
前川虎造君　藤井善助君
白河次郎君　鈴木梅四郎君
橋本太吉君　花井卓藏君
堀尾茂助君　小川寅六君
尾崎元次郎君　大林森次郎君
尾崎敬義君　若尾璋八君
金杉英五郎君　金澤仁作君
河野徹志君　我如古樂一郎君
吉田羊治郎君　橫井藤四郎君
津田毅一君　中村靜興君
松井文太郎君　松浦與三郎君
佐々木平次郎君　北田豐三郎君
北井波治目君　平田健太郎君
石原正太郎君　林平四郎君
武市彰一君　佃安之丞君
山根正次君　古川清君
秋田清君　美爾龍彥君
森本是一郎君　關原彌里君

○副議長（濱田國松君）　少しく御報告があります。

〔書記朗讀〕

一議員より提出せられたる議案左の如し

決議案

提出者　元田肇君　小川平吉君
川原茂輔君　山本悌二郎君
小久保喜七君　箕浦勝人君
早速整爾君　柴四朗君
下岡忠治君　野添宗三君
古島一雄君　若尾璋八君
尾崎元次郎君　佃安之丞君

衆議院議員選擧法中改正法律案

提出者　高木益太郎君　野添宗三君
植原悅二郎君　白河次郎君

第二　常任委員の選擧

○副議長（濱田國松君）　是より日程第二、常任委員

の選擧を行ひます、諸君は各部に御參集の上、各常任委員を選擧されまして、其結果を議長まで御報告あらんことを希望致します、尙ほ大岡議長は唯今奉答書捧呈の爲めに參内中でありまするが、後刻其顚末の報告があらうと存じます、常任委員選擧の後に於きましても、諸君は成るべく院内に御留りあらんことを希望致します、暫時休憩を致します。

午前十時四十二分休憩

午前十一時四十二分開議

○議長（大岡育造君） 休憩前に引續き會議を開きます、今二十八日午前十一時參内致しまして、陛下御風氣の爲め出御あらせられず、鳳凰の間に於て宮内大臣を經て奉答書を捧呈致しました、更に宮内大臣を經て勅語を賜はりました、起立を希望致します

〔各員起立〕

朕衆議院ノ深厚ナル敬禮ヲ嘉ス

常任委員選擧の結果を報告させます。

〔書記朗讀〕

一常任委員の選擧左の通り當選せられたり

予算委員

第一部

有森新吉君　押川方義君

林毅陸君　武藤金吉君

遠藤良吉君　東武君

早速整爾君

第二部

川口木七郎君　中村啓次郎君

清水市太郎君　清崟太郎君

尾崎行雄君　武富時敏君

片岡直温君

第三部

高木益太郎君　小田切磐太郎君

小林源藏君　加藤政之助君

平山岩彥君　關和知君

鈴木富士彌君

第四部

湯淺凡平君　磯部尙君

三輪市太郎君　土屋清三郎君

坂口仁一郎君　正木照藏君

佐々木正藏君

第五部

井上角五郎君　山口恒太郎君

丸山豊治郎君　長田桃藏君

森田茂君　高橋久次郎君

磯貝浩君

第六部

小川寅六君　北井波治目君

工藤卓爾君　井島義雄君

吉植庄一郎君　紫安新九郎君

松岡勝太郎君

第七部

兒玉右二君　菅野傳右衞門君

渡邊祐策君　齋藤珪次君

橋本喜造君　高木正年君

野村嘉六君

第八部

佐々木平次郎君　吉田中君

小川鄉太郎君　山本悌二郎君

元田肇君　松田源治君

町田忠治君

第九部

鈴木梅四郎君　柏原文太郎君

佃安之丞君　平田健太郎君

上田彌兵衞君　成田榮信君

兒玉好熊君

決算委員

第一部

神谷卓男君　武市彰一君

齋藤安雄君　川原茂輔君

高岡唯一郎君

第二部

毛里保太郎君　諏訪部庄左衞門君

片木政治郎君　河波荒次郎君

川崎安之助君

第三部

河崎助太郎君　赤間嘉之吉君

藤野正年君　今村七平君

川村惇君

第四部

中野寅次郎君　熊谷直太君

尾見濱五郎君　前田卯之助君

横山金太郎君

第五部

石原正太郎君　關矢儀八郎君

生田和平君　阿部武智雄君

菊池良一君

第六部

今井嘉幸君　陣軍吉君

小川藏次郎君　西川太治郎君

大森與三次君

第七部

中川隣之助君　我如古樂一郎君

今井今助君　志々目藤彥君

杉山東太郎君

第八部

村松恒一郎君　高松正道君

井坂光暉君　寺田省歸君

亘理胤正君

第九部

横井藤四郎君　西村丹治郎君

秋山金也君　井戸文四郎君

田中善立君

懲罰委員

第一部

岡田榮君　中西六三郎君

唐端淸太郎君

第二部

飯田精一君　鈴木錠藏君

大津淳一郎君

第三部

渡邊昭君　高見之通君

河野正義君

第四部

高島順作君　池田龜治君

山道襄一君

第五部

森本是一郎君　堀尾茂助君

西田鋭吉君

第六部

則元由庸君　大石五郎君

小山松壽君

第七部

近藤達兒君　江藤哲藏君

横山勝太郎君

第八部

伊東知也君　島田俊雄君

長島律太郎君

第九部

尾崎敬義君　鵜澤總明君

三木武吉君

請願委員

第一部

高戸郁三君　奧田龜造君

柳原九兵衞君　小林嘉平治君

上村耕作君

第二部

林平四郎君　齋藤壽雄君

佐藤喜八君　三隅哲雄君

長尾元太郎君

第三部

近藤慶一君　赤尾彥作君

半谷清壽君　森秀次君

山田正年君

第四部

吉田羊治郎君　一宮房治郎君

淺野順平君　本間三郎君

平島松尾君

第五部

高島兵吉君　牧野鐵九郎君

南里琢一君　田邊熊一君

川崎克君

第六部

中村靜興君　古川淸君

福本寅松君　八田宗吉君

佐々木文一君

第七部

河野徹志君　古谷久綱君

天春文衞君　藏內次郎作君

鈴木久次郎君

第八部

小橋藻三衞君　大藪房次郎君

鳴海文四郎君　廣瀨鎭之君

荒川五郎君

第九部

渡邊陳平君　中村喜平君

穴水要七君　西村正則君

臼田久內君

○議長（大岡育造君） 常任委員に當選せられたる諸

君は散會後各委員室に於て、委員長理事の互選を行ひ、速に議長まで御屆あらんことを望みます。

○岩崎勳君　議事日程追加に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に元田肇君外十二名提出決議案を議題となし、提出者の説明を求め、且つ其議事を進められんことを望みます、而して特に提出者全部の氏名並に其議案全文の朗讀を命せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　唯今の緊急動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なしと認めます、日程を追加して決議案を議題と致し、議案の朗讀を命じます。

〔書記朗讀〕

決議案　(元田肇君外十三名提出)

決議案

右成規に據り提出候也

大正七年十二月二十八日

提出者

元田　肇　　小川平吉
川原茂輔　　山本悌二郎
小久保喜七　　箕浦勝人
早速整爾　　柴　四朗
下岡忠治　　野添宗三
古島一雄　　若尾璋八
尾崎元次郎　　佃　安之丞

本院は茲に決議以て我か出征軍の功勞を感謝せり爾來我か軍は聯合各國と協同し艦隊は遠く世界の各方面に策動し以て與國の作戰に資し陸軍は兵を西伯利に進め以て西隣の秩序を保ち大に帝國の威武を中外に宣揚す衆議院は其の壯烈なる行動と偉大なる功績とに對し特に院議を以て滿腔の敬意を表す

○元田肇君　議長。

○議長(大岡育造君)　元田君。

〔元田肇君登壇〕

〔拍手起る〕

○元田肇君　諸君、本員は唯今朗讀になりましたる我海陸軍の將士に對し、感謝の意を表するの決議案提出の理由を述ぶべく登壇致しました、本決議案は唯今朗讀されました通り、一黨一派の提出に非ずして、衆議院各派の期せずして一致したる、熱誠の上に出でたる案でありまして、茲に其提出の理由を説明することは、誠に自分に於きましても、光榮に存ずる次第であります、御承知の通り、本院は茲に四十議會の劈頭に於きまして、一度決議を以て出征將士の功勞を感謝するの意を表示致して置きました、爾來我帝國の海陸軍は、引續きまして海軍は地中海方面まで進んで、多大の任務を盡して居りましたのみならず、西伯利騷亂の際に至りましては、沿海州方面まで出動致し、非常なる艱苦と闘ひまして、能く其功を奏して居ることは、世界に明かなることであります、又陸軍は曩に膠州灣に於て奮闘し、獨禍を東洋より絶つて仕舞つたと云ふ功績に對しましては、既に感謝の意を表しましたが、其後に至り西伯利出兵の事あるに至り、與國と協調し、共に兵を出すことになり、帝國は最も近き國でありまして、最も重大の關係を有するが故に、其主力となつて、我陸軍の軍隊は、西伯利方面に出動致しまして能く該方面の秩序を保つて今日に至つて居ることは、是亦列國の認識致す所と存じます、今回の戰亂に付きまして、歐洲方面を見ますれば、各方面共に非常に奮闘致して居りますが、實に世界の耳目を集中して居る場所に於て、晴の戰を致すのでありますから、辛勞多きと同時に、自ら慰むる事柄も多々あるであらうと考へます、獨り太平洋方面の治安を維持し、印度洋方面の秩序を維持し、進んで地中海に潛水艇と戰ひ、或は沿海州に向つて奮進する等、我が海軍の奮闘に至りては、世界の視聽の上には寧ろ隱れたる感がある、此隱れたる感ある所に於て、奮闘努力したる我出征軍の辛苦功勞は、實に多大のものありと信じて疑はぬのであります(拍手起る)歐洲戰亂不幸にして勃發しまして以來、今日は既に數年を經過して居るのでありますが、此間に處して、白耳義の如きは、殆ど國の全部を蹂躪せられ、尚且奮闘して止まず、佛蘭西の如き、伊太利の如き、何れも接境の地でありまして、是等の諸國の兵士人民が、非常なる熱心努力奮闘を續け來つたことは、吾々敬服に堪へぬ事であります、又英國が人道の爲、平和の爲に出兵し、尚物資の供給、軍費の提供等、國力を賭して之を援けたと云ふことに至つては、其功の多大なること、今更絮説を要せざる所であります、續いて米國が獨墺の兇暴を憎み、人道の爲め起つて此世界の大亂を戡定せんとするの誠意を披瀝し、有らゆる方面から努力致されましたことに至つては、亦吾々等しく感謝欽仰に堪へざる所であります、併ながら翻つて世界の他の方面、即ち太平洋、印度洋、東洋等の一半の方面を見ますれば、何等異常なく、無事安穩の裡に貿易其他交通往復を致して居つたのでありますが、抑々是は何人の力であります乎(拍手起る)吾々帝國臣民として、茲に是を言明するは、聊か自畫自讃の感があるかは存じませぬが、此間に處しまして、膠州灣を攻略致して、獨禍を東洋に絶つて、又艦隊を派遣致しまして、太平洋、印度洋、進んでは地中海までの通商貿易、若くは軍資の輸送等に力を盡しまして、而して極東の平和、否、獨り極東のみならず、此の世界の一半に於ける各方面の平和を維持したと云ふことは實に我帝國出征軍の力と言つても、決して過言でないと信ずるのであります又西伯利問題の起りし時に於きましては、英佛は勿論のことでありますが、特に米國通牒の趣旨を重んじ、多數の兵士を出して「チェック、スローバック」の援助に當り、加之西伯利方面の秩序を維持するの如きも、帝國の主力を以て今日に至つたことは、亦隱れなき事と信ずるのであります、斯の如く此大戰に參加して、帝國は奮闘努力致しましたが、謂はば本舞臺の歐洲の中原に非ざるが故に、或は慮る、帝國の盡したる任務功勞の多大なることが、それ程世界に現はれざるかと云ふ遺憾を私は存んで居るのであります、此戰役に帝國が斯の如く盡したと云ふ、其の目的は何れに在りや、毫も帝國は獨墺の如く、侵略主義に出でたるものではない、與國に對する誠意を重んじ、正義人道を助くるが爲め、帝國の全力を注いで此に至つたと云ふことは、斷言するを憚からぬのであります(拍手起る)今や獨逸方面は遂に屈伏致しましたが、私は是程進んで申すことは少しく控へやうかと存じましたが、大正三年に此戰亂が勃發した以來、若し、帝國が單に中立の態度を執つて動かずと云ふことであつたならば、今日の如き結果を得ると云ふことは、甚だ疑問である、膠州灣を根據として獨逸の艦隊等が、各方面に暴れ廻ると云ふことに至りましては、如何なる形勢を呈するであらうか、鄰邦となつて居ります、露西亜の如き、固より今日の如き潰亂を來す原因は、他に在つたかも知れませぬけれども、此戰亂の波動が今日の如く無秩序潰亂を來すに至つたと云ふことは、信じて疑はぬのであります、斯る世界の波動を起し來つたものを、遂に我帝國は東洋に於て阻止致しまして、さうして今日は歐羅巴方面に於て休戰條約を見ると云ふことに至つたのであります、而かも帝國が與國と共に奮闘致したのは、全く正義、人道を重んじ、又同盟諸國に對する信誼を完うするに外ならぬのであります、追々平和會議等も開かれるさうでありますが「ウヰルソン」大統領は、人類の爲め、正義至誠を傾け正義を執つて動かぬと云ふことを、天下に聲明して居ることであります、必ずや正義人道に基かれたる所の立派なる平和克復をされることになるであらうと、吾々は期待して居る次第でありますが、斯の如く我帝國の偉勳を世界の上に顯はすことになり功績を奏することになつたと云ふものは、全く天皇陛下の御稜威は申すも畏しでありますが、出征したる海陸軍將士の辛勞を厭はず、死生の間に出入して奮闘致しました結果に外ならぬと思ひます、而して尚私は其背後にある帝國の臣民が、能く陛下の聖旨を奉體して、滿腔の誠意を捧げて後援を爲したと云ふことが、即ち此の結果を奏したものと確信するのであります、是に於て本議會の開かれたる今日に於きまして、先づ以つて吾々は出征海陸軍の將士に對して、其の功勞を謝するの決議を提出するの至當なるを認めて、茲に提出した次第であります、勿論本院各派の一致の提出でありますから、多言を費す必要はないのでありますが、以上の次第を述べて本案提出の理由と致します、而して私は最後に望みます……望むと云ふより寧ろ本案に對しましては、全會一致を以て可決せられむことを信じて降壇を致します。

○議長(大岡育造君)　御異議はありませんか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ起立を求めます。

〔總員起立〕

○議長(大岡育造君)　滿場一致可決したることを宣告致します。

〔拍手起る〕

○國務大臣(田中義一君)　議長……

○議長(大岡育造君)　田中陸軍大臣。

〔國務大臣田中義一君登壇〕

○國務大臣（田中義一君） 唯今國外に出動致しました陸軍に對する御決議に對しましては、本大臣は全陸軍を代表して、深甚なる感謝の意を表します、尚此の御決議の次第は、直ちに之を國外に出動して居りまする部隊に傳達し、尚全軍に之を傳へると云ふことの手續を致します。

「拍手起る」

○國務大臣（加藤友三郎君） 議長……

○議長（大岡育造君） 加藤海軍大臣。

「國務大臣加藤友三郎君登壇」

○國務大臣（加藤友三郎君） 唯今滿場一致を以て御決議になりました決議文に付きましては、海軍を代表致しまして、滿腔の謝意を表します、尚御決議の次第は、最も迅速なる方法を執りまして、各方面に於ける艦隊指揮官に傳達方を取計らふ考でございます、茲に御禮を述べて一言御挨拶を申上げます。

「拍手起る」

○議長（大岡育造君） 本會期中先例に依り、本會は火曜日、木曜日、土曜日、委員會は月曜日、水曜日金曜日と定めます、緊急の議事は此限りに非らずと御承知を願ひます、委員長理事の選擧は都合に依りましては、本會の日に於ても之を行ふことと致します、質問は火曜日に於て之を爲すことに致したいと思ひます、御異議はありませぬか。

「異議なし異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君） 御異議なければ質問は火曜日と定めます、最早年末に際しまして、例に依りまして、明二十九日より來る大正八年一月二十日迄休會することに御異議はありませぬか。

「異議なし異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君） 御異議なければ二十日迄休會することに決しました、尚報告があります。

「書記朗讀」

一議員より提出せられたる議案左の如し

家祿賞典祿處分に關する法律案

提出者 川原茂輔君 西英太郎君
原田十衞君 山田珠一君
柴四朗君 山根正次君
清水市太郎君 高岡唯一郎君
八田宗吉君 山内範造君
河波荒次郎君 天春文衞君
美禰龍彦君 小林嘉平次君
西村正則君 米田穰君
森田正路君

沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案

提出者 川原茂輔君 西英太郎君
原田十衞君 山田珠一君
柴四朗君 山根正次君
清水市太郎君 高岡唯一郎君
八田宗吉君 山内範造君
河波荒次郎君 天春文衞君
美禰龍彦君 小林嘉平次君
西村正則君 米田穰君
森田正路君

○議長（大岡育造君） 次回の議事日程は公報を以て御通知申します、今日は是にて散會。

午後零時八分散會

○大正八年一月二十一日（火曜日）

午後一時十四分開議

議事日程 第二號

第一 會計檢査院法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三 第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案（政府提出） 第一讀會

第四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五 戰時利得税法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

第六 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第七 大正七年勅令第三百七十三號（承諾を求むる件）

第八 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第九 穀類收用令（承諾を求むる件）

第十 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○議長（大岡育造君） 諸般の報告があります。

「中村書記官朗讀」

出征陸海軍部隊より本院の決議に對し謝電を受領せり

一政府より提出せられたる議案左の如し

會計檢査院法中改正法律案

第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案

戰時利得税法中改正法律案

大正七年勅令第三百七十三號（承諾を求むる件）

穀類收用令（承諾を求むる件）

大正八年度歳入歳出總豫算案並大正八年度各特別會計歳入歳出豫算案

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

（第一號 臨時軍事費豫算追加案

（第一號）大正八年度歳入歳出總豫算追加案

（追第一號）豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

一內閣總理大臣より左の通り發令相成たる旨の通牒を受領せり

內閣統計局長 牛塚虎太郎

軍需局長 原象一郎

政府委員被仰付

外務省通商局長 田中都吉

外務省所管事務政府委員被仰付

臨時保險局技師 伊藤萬太郎

臨時米穀管理部事務官 河合良成

農商務省所管事務政府委員被仰付

一去十二月二十八日貴族院より同院は明二十九日より來大正八年一月二十日迄休會の旨通牒を受領せり

「左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す」

一委員長及理事左の通り當選せられたり

豫算委員會

委員長 齋藤珪次君

理事 林毅陸君
東武君
小田切磐太郎君
野村嘉六君
川口木七郎君
北井波治目君
兒玉右二君

決算委員會

委員長 武市彰一君

理事 熊谷直太君
藤野正年君
横山金太郎君
村松恒一郎君
横井藤四郎君

懲罰委員會

委員長 中西六三郎君

理事 岡田榮君
堀尾茂助君
飯田精一君

請願委員會

委員長 古谷久綱君

理事 佐々木文一君
奥田龜造君
小林嘉平治君
高戸郁三君
古川淸君

一議員席次の變更左の如し

二 長島隆二君
六 田島達策君
七 渡邊昭君
八 小橋藻三衞君
一二 湯淺凡平君
一三 中山梅治郎君
一四 大堀孝君
一五 堀川美哉君
一八 中川幸太郎君
二四 大口喜六君
二九 古島一雄君
三二 野添宗三君
三五 望月長夫君
四五 平田健太郎君
四六 赤木龜一君
四七 吉田中君
五〇 松島肇君
五一 金澤仁作君
五八 今井嘉幸君
六四 堀尾茂助君
六五 石川玄三君
七〇 尾崎敬義君
七一 松浦與三郎君
七三 大林森次郎君
七八 尾崎元次郎君
七九 松井文太郎君
八〇 上田彌兵衞君
八一 小川寅六君
八二 津田毅一君
八八 橋本太吉君
八九 花井卓藏君
九〇 金杉英五郎君
九一 若尾璋八君

九二　越山　太刀三郎君
九四　原田　佐之治君
一〇〇　北井　波治目君
一〇七　北田　豐三郎君
一〇九　磯部　尙君
一二四　西村　正則君
一四四　中西　六三郎君
一四五　牧山　耕藏君
一四六　奧田　榮之進君
一四七　高橋　本吉君
一五二　頭本　元貞君
一五三　田邊　熊一君
一五四　中野　寅次郎君
一五五　望月　圭介君
一六一　白石　直治君
一六二　小久保　喜七君
一七三　横田　千之助君
一七七　三輪　市太郎君
一九一　福本　寅松君
二〇一　兒玉　好能君
二〇五　吉原　正隆君
二〇八　三土　忠造君
二一三　前田　米藏君
二一四　隅田　豐吉君
二一五　田中　隆三君
二二二　島田　俊雄君
二二三　河上　哲太君
二二四　上埜　安太郎君
二二九　小川　平吉君
二三〇　江藤　哲藏君
二三一　川原　茂輔君
二三二　齋藤　珪次君
二三六　熊谷　直太君
二四〇　床次　竹二郎君
二五七　秋山　金也君
二六〇　八田　宗吉君
二六三　井坂　光暉君
二七七　前田　卯之助君
二八二　横山　金太郎君
二八五　川崎　克君
二八八　岩佐　善太郎君
二八九　森田　茂君
二九〇　河西　豐太郎君
二九五　小泉　又次郎君
二九七　樋口　秀雄君
二九八　高田　耘平君
二九九　小山　松壽君
三〇四　關　和知君
三〇八　武富　時敏君
三二六　本田　恒之君
三三一　小池　仁郎君
三三五　野村　嘉六君
三四三　內藤　傳祿君
三四七　牧口　義矩君
三五二　菊池　良一君
三五三　井島　茂作君
三五五　長尾　元太郎君
三五八　小西　和君
三六一　日比野　寬君
三六五　古屋　慶隆君
三七三　安達　謙藏君
三七八　上村　耕作君
三七九　原　脩次郎君

○議長（大岡育造君）　是より會議を開きます、諸問事項があります、長島隆二君より海外旅行中に付、今二十一日より三月二十六日まで、志々目藤彥君より病氣に付、今二十一日より二週間、請暇の申出があります、許可するに御異議がありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ許可するに決しました、是より國務大臣の演說があります――原內閣總理大臣。

〔國務大臣原敬君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（原敬君）　諸君、私は先般微力を以ちまして大命を拜し、玆に諸君と相見て卑見を述ぶるは洵に光榮の次第に存じます、先づ外交上の事に就て一言致したいと思ひますが、日英同盟の益々鞏固なることは、玆に贅言を費すまでもないことであります、其他締盟諸國との交際は益々親厚を加へ、何等列國との間に支障なきことは、私の國家の爲めに衷心より慶賀する所であります、鄰邦露國の如きまだ安定を得ませぬ、仍て今後の施設に待つものの多きことは、私の頗る遺憾とする所でありますが、併し露國東部地方の狀態は、聯合與國の力に依りましてーチェック、スロバックーの救援支獨墺勢力掃蕩の目的も、既に達せられましたに依り、我軍隊は同地方の秩序を維持するに必要だけの數に止めまして、即ち其守備に必要なるだけに止めて、他は召還することに致しました、又支那の如き久しく結んで解けざりし南北の確執も、今や漸く妥協に傾きまして不日平和會議を開かんとするに至りましたことは、帝國政府は支那の統一を勸告致しました列國と共に、支那國の爲めに其前途を祝福する所であります、之を要するに、帝國政府は列國との協調を努め、露國に對しても、支那に對しても、何等野心を有するものではありませぬ、露國に對しては誠意其秩序の恢復を努めました、支那に對しては、從來屢々聲明致しました如く、門戶解放、機會均等の主義を重んじまして、而して日支の親善の益々其堅實を加へんことを切望するの外に、何等他意無きことであります、歐洲大戰爭の結果に至りましては、諸君の御承知の如く、聯合與國の大捷に歸しまして休戰と相成つたのであります、將に講和議會を開きまして、其終熄を見んとするに至りましたが、是は聯合與國と共に帝國政府の最も滿足を表する所であります、而して此會議には、既に我全權委員を派遣致しまして、目下彼地に到著致した者もあり、目下渡航の者もありますが、帝國政府は正義人道に基きまして、公明正大なる態度を以て、此會議に臨む積りであります、次に內政上に就て卑見を述べんとする次第でありまするが、之を述ぶるに先だちまして、諸君に御報道致したい一事は、先般高等教育機關擴張の計畫あることを聞食されまして、御內帑金一千萬圓御下賜の御沙汰を拜したことであります、寔に聖恩の優渥なること、一般國民と共に唯々感泣の外はありませぬ其詳細なる事は何れ法律案及豫算案を提出致しまするから、之に依つて御了承を願ふ次第であります、今回の大戰爭が我國に及ぼしました所の影響の尠からざることは、玆に縷述するまでもなきことで、諸君の熟知せらるゝ所でありますが、而して此戰爭了り、平和克復の後は、國力恢復の爲めに、列國經濟上の競爭も亦激甚であらうと云ふことは、殆ど豫測せらるゝ所であります、仍て政府は糧食問題等を始めと致しまして、目前處分致さなければならぬ所の諸問題を處理することを努めましたる外に、教育、交通、產業、國防充實等の如き、苟も國家將來の發展に必要なる事柄は、現內閣の成立日尙淺く、十分の施設は後年に譲るの外無かつたのでありますけれども、出來得る限り之が施設を致したのであります、要するに此一大變遷の時機に際しまして、篤と國家の利害を考慮致し、政治的にも經濟的にも、其處置を誤らざらむことを努むるのであります、終りに臨み私は今日時局の重大なることに鑑みまして、諸君の協贊に期待すること甚だ多いのでありますから、幸に此意を諒せられんことを希望致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　內田外務大臣。

〔國務大臣子爵內田康哉君登壇〕

○國務大臣（子爵內田康哉君）　諸君、私は先般大命を拜しまして、外務の重任に當ることになりましたが、玆に諸君に向ひ、政府の外務方針に關しまして聊か所見を開陳するの機會を得るに至りましたことは、私の甚だ光榮とする所でございます、顧みますれば、昨年九月末勃爾牙利の單獨休戰に次ぎまして十月初め獨逸墺地利側より米國に對しまして聯合側と即時休戰を行ふこと、並に米國大統領の平和條件を基礎と致しまして、講和に著手せんことを提議致したのでございます、爾來約一箇月に涉りまして、米國と獨墺側との間に、數回の交涉を重ねましたる結果、米國政府は右交涉公文を聯合各國政府に移牒しまして、之に對する聯合各國政府の意見を求めました次第でございます、仍て聯合諸國は若干の留保を附しまして、獨逸と休戰及講和の商議を行ふの意嚮あることを回答するに決しました、米國政府より聯合各國が米國に對して回答致しました旨を、獨逸政府に對して通牒致しました、次で聯合國及米國代表者は、對獨休戰條件を議定致しまして、之を獨逸に通告致しました、獨逸は遂に其條件を受諾致しまして、十一月十一日愈々休戰規約に調印致しました次第でございます、尙ほ獨逸の同盟國でございます土耳古は、既に十月三十日に於て、又墺地利、洪牙利國は十一月四日を以て、何れも聯合側に對して、殆ど降伏に均しき休戰規約を締結致しました、斯の如く致しまして過去四年餘に亘りまして、世界を震撼致したる大戰爭も、聯合國の全捷に終りました、而して講和會議は、既に其事業に著手するに至りたる次第でございまする、此光榮ある結果は、一に我

協同戰鬪國に屬する各國民の勇氣、耐忍、組織力、及犧牲の精神に基くものでございます、畢竟正義の自覺が絕大なる威力を有することを證明した次第でありまして、是は洵に欣快に堪へざる所でございます、惟ふに今回の講和會議の目的は、單に聯合國と獨墺側の間に於ける平和を恢復するに止まりませず世界全體に亙りまして、鞏固なる平和の基礎を確立し、今日に於ける戰爭を終熄するのみならず、永遠に亙りて戰爭の發生を防止せんとするに在るものと信じます、政府は此の信念を以ちまして、講和會議に臨みまして、此目的に貢獻すべき各般の提案に對しましては、誠意聯合諸國と協力致しまして、是が成立を圖らんことを期するものでございます、又帝國と聯合諸國との國交は、互に戰局の發展に利害休戚を共にしたる結果と致しまして、著しく親密を加へた次第でございます、私は此關係に於きまして、私は東伏見宮殿下の歐米御渡航に付、一言するの光榮を得たいと思ひます、殿下に於かせられましては英國皇帝陛下に我元帥徽章及元帥刀を贈進せらるゝ大命を奉ぜられまして戰時海上の危險正に酣なる秋に方り、嚮つて英國御渡航の途に就かせられ極めて御滿足に此大命を果させられましたのみならず更に佛蘭西、白耳義、伊太利、亞米利加諸國をも御歷訪遊ばされまして各國皇帝及び佛國大統領、米國大統領との御會見、並に戰場に於ける將卒の御慰問等の爲め、數箇月の久しきに涉りまして、極めて繁忙なる御旅行を遂げさせられまして、到る處懇誠なる歡迎を享けさせられたのであります、私は殿下の各國御歷訪が、帝國と聯合諸國との親交を敦くする上に於て、如何に適切且つ偉大なる效果があつたかと云ふことを拜察致しまして、唯々感激に堪へない次第でございます、次に露國問題に關しまして、聊か說明を試みたいと思ひます、帝國は昨年八月米國政府の提案に應じまして、且つ英、佛、伊及び支那とも協調を保ちまして、東部西伯利に出兵することになりましたが、其の當面の主要目的は、同地方に於きまして「チェック、スロバック」軍隊が、獨墺武裝俘虜及び獨墺の勢力指揮に服しまする過激派軍隊の壓迫を受けまして、形勢危殆に陷りますのを救援せんとするに在つたのであります、爾來帝國軍及び列國派遣軍は、我軍司令官の最高指揮の下に、沿海州及び黑龍江州方面に策動致しまするのと共に、帝國軍一部隊が後貝加爾地方に進出しまするや、一時西伯利內地に孤立無援の狀態に在りました所の「チェック」軍は、忽ち其同胞軍隊及び友軍との聯絡を恢復致しまして「チェック」軍の存在を脅威したる危險を茲に排除せられまして、西伯利に於ける我軍事行動の主要目的は、達成せられたのでございます、唯だ此際に於きまして、直ちに全部撤兵を行ひます時に於ては、地方秩序の維持に及ぼすべき影響甚しくありまして、憂慮すべきものがあります、故に尙ほ當分若干の兵力を、東部西伯利各地に駐屯せしむる外ない次第でございます、其兵數は事態の發展に伴ひまして、絕對的に必要なる限度に止め、苟も此限度を超過するものと認めらるゝ兵員は、著々送還することに致しました次第でございます、政府は露國が戰爭の初に於きまして、聯合諸國と共同目的の爲めに勇戰奮鬪致しまして、莫大なる犧牲を供し、獨逸の各方面に對する軍事的活動を牽制致しましたる、赫々たる功績は忘るゝものではございませぬ、不幸に致しまして大戰猶央ばなる時に際しまして、突然露國內部に勃發致しましたる爭亂は、遂に同國をして、對獨戰爭より脫退するの止むなきに至らしめましたことでございますけれども、露國國民の地位は寔に同情に堪へざるものがあります、政府は、露國に於て統一且つ秩序ある政府を樹立せんとする、各方面に於ける愛國者の努力が其功を奏しまして、露國が再び大國の一として、世界の進步、文明に貢獻するに至らんことを切望するのでございまして、是が爲には應分の助力を提供することを辭せない覺悟でございます、固より政府は露國の內政に何等干涉する意思は毛頭有しませぬ、況や露國の國難に乘して領土侵略、又は利益壟斷を圖るが如き政策は、政府の斷じて執らざる所でございます、次に私は支那問題に關して茲に一言致したいと思ひます、政府は支那に於きまして、所謂南北兩派乖離の狀態久しきに亙りまして、爲めに同國の康寧を害し、列國の利益を損傷すること尠からざることを憂ひまして、英、佛、米、伊、諸國政府の贊同を得まして、昨年十二月二日を以て、南北雙方に對し、友交的勸告を致しました、其顚末は當時政府より公表致しました通りでございます、尙ほ以上の如き內訌の現狀に鑑み、對支借款は、動々もすれば內外の誤解を惹き起し、延ては支那統一の促進を阻害するやうなこと無いとも計られませぬ、結局日支兩國政府の爲め不利を生するの虞がございますから、政府は支那國內の政局に紛糾を加ふるやうな惧ある借款、其の他財政上の援助を差控ゆることに決定致しました、尤も支那に於ける我國民の財政經濟上の企畫にして、隣接友交國間の特殊關係に基きまして、當然にして正當なる成果たるものは、政府に於て之を阻止するの措置を執るべきものでありませぬ、其後支那南北雙方共に干戈を戢め、速に和平會議を開催するの議、漸く熟するに至りましたのは、洵に祝すべき傾向でございます、政府は支那各方面の政治家が、區々たる感情の見地を捨てまして、法律論の末節に拘泥するやうなことなく、一に四億の民衆全體の幸福を念と致しまして、世界大勢の赴く所を察し、之に順應せんが爲め、速に國內の統一和平を確立し、以て友邦の期待に背かざらんことを、切望せざるを得ないのでございます、我が對支方針に關しましては、往々にして生する無稽の風說あるに顧みまして、特に茲に明白に致したい事がございます、即ち帝國は隣邦支那に對しましても、毫も領土的野心を有せざるは勿論有形無形ともに、支那の正當なる國利民福の發達を阻害するが如き、何等の行動に出でんとするものではございませぬ帝國は從來屢々聲明致しました如く支那の獨立及領土保全を絕對に尊重致しまして、商工業上の機會均等、門戶開放主義を恪守すると共に日支兩國の永遠にして、且つ眞實なる諒解親善を齎すべき、公正共益の方針を基幹と致しまして、鄰邦に對する我友誼を盡し、支那が光輝ある發達を遂げ國民全般の幸福を增進することに、力を致さんことを期して居る次第でございます、隨て又歐洲講和會議に際しましても、帝國は公正友好の精神を以つて支那關係問題を措置したいと云ふことは、最も深く顧念して居る所でございまして、彼の膠州灣租借地の如きも、帝國政府に於て、追て獨逸國より其自由處分權を獲得するに至りましたならば、大正四年五月二十五日、山東省に關する日支條約關係交換公文の條項を遵行致しまして、該租借地を支那國に還付することは勿論の次第でございます、將又政府は其經濟的生存上、直接間接支那の豐富なる資源に俟たねばならぬものが多々ありまして、此點に付きましては、支那朝野が我邦との鄰接友好の關係を尊重致しまして、特別懇切なる援助を吝まないことは私の確信する所でございます、是と同時に支那一般の康寧福祉の爲め、必要な財政經濟上の援助は勿論、其他事件の大小性質の如何を問ひませず、苟も支那全般の利福に貢獻し得べき、支那國民の正當なる希望は、帝國に於て率先是が達成に助力するに躊躇致しませぬ、終りに國際政局の大勢に關する私の所感を一言致しまして、諸君の御考慮を求めたいと思ふのでございます、今や獨墺勢力の潰滅と共に、世界は一大革新の道程を進みつゝありまして、此運動の根柢たる理想が、所謂正義に基く恆久の平和を確立せんとするに在ることは、敢て多言を要しないことゝ考へますが、是は實に帝國傳來の國是に合致するものでございまして、元來帝國は正義と平和の公道に依りまして、國家の自由なる生存發達を遂げ、世界の門戶が帝國の適法且つ正當なる活動に向つて、開放せられんことを求むるの外、何等他意あるものではございませぬ、公平に帝國の歷史を觀察するものは、必ず前述の根本主義が、終始帝國外交の方針を支配致して居りますことを、認識するに躊躇しないものであらうと信じます、國家の運命は永遠のものでございまして、侵略主義又は權謀術數的政策は、結局國家百年の長計に大害を貽すに止りまして、國家の威信を永遠に發揚する所以のものではございませぬ、此故に政府は此確信を以て、公平なる對外政策を遂行せんとするものでございます。

○議長（大岡育造君）　高橋大藏大臣。

〔國務大臣男爵高橋是淸君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君）　諸君、私は茲に大正八年度歲計豫算に關し、其大要を說明するの光榮を有します、御承知の如く現內閣は昨年の秋に成立致しました、然るに當時大正八年度豫算は、既に各省より要求がありましたる後でありまして、新に諸般の方面に涉りまして、調査攻究を遂ぐるの時日がありませなんだ、それ故大正八年度豫算は、先づ大體右の概算を基礎と致しまして、休戰條約の締結に伴ひ、宇內の形勢に一大變化を來すべき事情に鑑みまして、將來の經營に資すべき財政上の根柢を鞏固にするを念と致しまして、次の方針に依つて是が編成を致したる次第でございます、即ち永久に多大の經費を要すべき施設に就きましては、時局の推移に伴ひ、徐ろに其計畫を定むることゝ致し、唯だ國防の

充實、教育の振興、產業の奬勵及び交通、通信機關の整備等の如き、國運の發展上急施を要するものに限り、財源の許す範圍內に於て、相當の計畫を定むることゝ致しました、其他の經費に就ては、努めて其膨脹を抑制致しました、又時勢の變遷に伴ひ、官吏其他の俸給增給、並に諸般經費の補足を要するものがありますけれども、時局の推移に應じ、經濟界の安定を待つて、是か經畫を樹つることゝ致し、姑く應急の施設に止むることゝ致しまして、而して前古未曾有の大戰爭も既に休戰狀態に入りましたけれども、臨時事件に關し、尙ほ相當の施設を要すべく且つ西伯利の狀況は、前途遽に逆賭し難き有樣でありますが故に臨時事件に關する經費は、大正八年度に於ても亦之を見積るの必要があります、仍て大正三年臨時事件豫備費に就きましては、追加第一號を以て、又臨時軍事費に就きましては、同特別會計追加豫算として、別に之を要求したる次第であります今大正八年度普通經費に屬する歲入歲出の大體に就て之を述べますれば、歲入經常部に於て八億三千九百餘萬圓、同臨時部に於て五千七百餘萬圓、合計八億九千六百餘萬圓であります、之に對する歲出は經常部に於て五億百餘萬圓、同臨時部に於て三億七千三百餘萬圓、合計八億七千四百餘萬圓にして、歲入歲出差引歲入超過額二千二百餘萬圓は、之を臨時事件豫備費の財源に充當する經畫であります、今歲入歲出の主なるものを擧げて、之を前年度豫算に比較しますれば、歲入經常部に於ける租稅收入は四億九千二百餘萬圓にして、之を前年度に比するに、一億二千四百餘萬圓を增加し、印紙收入は、五千百餘萬圓にして、前年度に比し千四百餘萬圓を增加し、官業及官有財產收入は二億六千餘萬圓にして、前年度に比し六千餘萬圓を增加致しました、是等は增收の主なるものでありますが、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳、各特別會計に於ける事業公債金及其元利償還金に付ては、從來一般會計を經由して、各特別會計に繰入れるの方法を採りたる所、今回別に共通の事業公債金特別會計を設置しまして、それと同時に其繰入金は、一般會計を經出せざる事と致しましたるが爲めに、歲入經常部朝鮮總督府以下各特別會計繰入金に於て、千餘萬圓の減少を見ることゝなりました、以上增減を差引き、結局歲入經常部に於ては、前年度に比し一億九千五百餘萬圓の增加となるのであります、次に歲入臨時部に於て主なるものは利子收入九百餘萬圓、前年度に比して二百餘萬圓の增加を示し、獻納金の二百餘萬圓は、前年度に比して百餘萬圓の增加であります、公債募集金は、一般會計に屬する電話事業公債金に於て、二千三百餘萬圓を計上致しましたけれども、前に述べました如く朝鮮總督府以下各特別會計に屬する事業公債金は、一般會計を經由せず、直ちに各特別會計に繰入るゝことゝ致しましたるを以て、其爲めに千七百餘萬圓を減じ、結局四百餘萬圓の減少を來したるのであります、以上述べましたる所、及び其他の增減を差引計算致しますれば、歲入臨時部に於て、前年度に比し二千四百餘萬圓の減少でありまするが、尙ほ臨時事件に關する歲入を差引きまするが故に合せて一億二千百餘萬圓の減少となるのであります、更に歲入經常部臨時部を合計して、之を前年度に比較しますれば、一億七千餘萬圓の增加を見ます、臨時事件に關する歲入を差引きまするが故に、七千三百餘萬圓の增加となる計算であります、次に歲出に就て其大體を述べますれば、經常部に於て、前年度に比し二千百餘萬圓、臨時部に於て一億二千六百餘萬圓、合計約一億四千八百餘萬圓の增加でありまするが、前年度に於ける臨時事件に關する經費豫算九千六百餘萬圓を差引致しますと、臨時部に於て二千九百餘萬圓、歲出合計に於て五千百餘萬圓の增加であります今歲出豫算中の主なる事項に就て略言致せば、國防充實に關するものに在つては、陸軍各部隊の編制改正を經畫し、以て陸軍機能の充備に資し、海軍水陸設備費を追加して造艦能力其他の完成を期し、教育の振興に關しては、工科大學、及實業專門學校の擴張、諸高等學校の增設を經畫して、高等教育の普及特に實業的專門家の養成を主眼と致し、產業獎勵に關しては、或は主要食糧たる農產物の改良增殖を圖り、或は畜產林業等に就て獎勵費を計上し、交通通信機關に關しては、道路改良費の補助、電信線路の增設、電信電話裝置改良に關し施設を致し、又電話交換擴張費に就ては、特に其年割額を繰上げて、功程の進捗を講じたる次第であります、更に國庫豫備金は每年不足を告ぐるの常態でありまするが故に、本年度より二百萬圓を增加し、第一豫備金三百萬圓第二豫備金を五百萬圓となし、又國債の償還額に付ては、大正八年度に於ては豫定の通り三千萬圓を計上致しました、次に追加豫算を以つて要求せる大正三年臨時事件豫備費は、一億七千二百萬圓に達し、其大部分は官吏以下臨時手當、物價騰貴に基く臨費其他の補足等であります、此他各種の事項に就ては休戰後と雖も尙ほ相當期間必要ありと認めたるものに限りまして、是が經費を見積つたのであります、而して右に對する財源として、戰時利得稅其他臨時事件費支出に伴ふ收入、一億千三百餘萬圓を算しまするが故に、歲入歲出差引歲入不足額五千八百餘萬圓の中、二千二百餘萬圓は普通經費豫算に於ける歲入超過額を以て之を支辨し、千四百餘萬圓は前年度剩餘金繰入に依りまして、尙ほ不足する額二千二百萬圓は、借入金を以て之を補塡する經畫であります、臨時軍事費に付ては、既に歐洲に於ては、休戰後講和會議の時期に入りましたるも、西伯利の狀態は、今尙ほ帝國軍隊の全部を引揚ぐるの時機に達して居らぬ、其他部隊の復員艦隊の引揚等にも、相當の日子を要すべきを以て、是が爲め一億五千七百餘萬圓を追加計上し、其の財源は主として公債借入金に依ることゝ致しました、大正六年度歲計剩餘金は總額三億四千九百餘萬圓を算しましたが其中大正七年度に繰越したる歲出の財源、其他使途の豫定あるものを除くときは、殘額二億千百餘萬圓となります、大正七年度に於て既に西伯利出兵を始めとし、臨時軍事費の財源として八千九百餘萬圓を支出したるのみならず、普通經費にして豫算超過、若くは豫算外の支出を要したる爲め、國庫剩餘金を其財源に供したる金額千七百餘萬圓に達し、臨時事件費に於て、又豫備費外に支出を要したる金額四千六百餘萬圓を算し、結局國庫剩餘金も剩す所多からざるの有樣であります、更に之を以て必要なる追加豫算の財源に充つるときは、大正八年度豫算の財源としては、多額の繰入を爲すの餘地を存しませぬ、是れ臨時事件に關する經費の財源として公債借入金に待つを要する所以であります、財政經畫の大要は以上申述べたる如くでありますが私は更に此機會に於て帝國の經濟並に金融狀況に付、一言を費したいと思ふのであります、今や四年有半に涉りし世界大戰爭は、將に終結を告げんとするに際し、我國に於ける經濟界の經過を回顧しますれば、諸君の記憶に新なるが如く、開戰の初に當つては、經濟界は一時多大の打擊を蒙つたのであります、然るに國民の努力の結果、漸次其狀勢を回復するに至り、殊に歐洲諸國民よりの輸出の減少に伴ひ、時勢の必要に刺戟せられて、工業は興り、商業は榮え、大體に於て我經濟界は、內に於ても外に對しても、多大の發達を遂ぐるに至つたのであります、試みに之を數字に徵するに、大正三年八月より大正七年末に至る約四箇年半の期間に於いて事業計畫資本總額は約五十億圓を算し、實際拂込資本總額は約二十億圓に及び、銀行の預金は二十億六千餘萬圓より六十二億九千餘萬圓に上り、又郵便貯金は、二億餘萬圓より五億五千餘萬圓に增加したのであります、對外關係に就て之を見ますれば、開戰以來の輸出總額五十六億千餘萬圓、輸入總額四十一億五千餘萬圓、差引輸出超過十四億六千餘萬圓にして、同期間に於ける貿易外の收入超過が、十三億二千餘萬圓に達したるを以ちまして、戰時中に於ける我國の國際貸借上に於ける受取勘定は、實に二十七億八千餘萬圓に達しました、其結果政府並に民間の外債償還、外債買戾及對外放資は、十二億七千餘萬圓に上りましたるに拘らず我國對外貸借關係は右の如き狀勢なるを以て國際爲替の關係も亦隨て變調を呈し金融は緩漫の大勢を持續したのであります而して此間政府は正貨の蓄積及國際金融の調和に力め正貨の買入を爲したるを以て、政府及日本銀行保有の正貨は、戰前三億五千餘萬圓なりしものが、十五億八千餘萬圓に上り、十二億三千餘萬圓の增加を示して居るのであります、比較的此短き歲月の間に、斯くの如く急激なる發展を遂げたる次第であるが故に、今や戰雲收まり、一般經濟界が戰時より平時狀態に移らんとする此過渡期に於て、官民共に新たなる注意と努力とを要するのであります、勿論當に開かるべき講和會議は、將來の貿易上經濟上に重要なる影響を及ぼすに相違ありませぬ、其結果は今より逆賭することは出來ませぬけれども、我國民としては、兎に角に戰後國運の進展に資すべき基礎的準備を怠るべからざるや、言を俟たぬ所であります、同時に今後來ることあるべき財界の變動を、出來得るだけ少なからしむべきのみならず、進んでは此戰爭中に贏ち得たる資力と經驗とを利用して、將來益々健實なる發展を期せねばならぬのであります、而して之が爲めには、政府當局に於ては細心の注意を用ひ、各般の施設時機を誤らざらんことを期するは、固よりでありまするが、併し其根本の解決は、寧ろ

國民一般の自發的努力に待つ所多しと謂はねばならぬのであります、而して蕞に全國六大都市の銀行が相約して、預金爭奪の弊を矯正せんとして、既に預金利率の協定に關する實行的成案を得たる如きは、此自發的努力の一例を實現したるものでありまして本邦經濟界の爲め慶賀措かざる所であります、終りに臨んで、私は諸君が御審議の上、速に本豫算案に協贊を與へられんことを望みます。

「拍手起る」

○議長（大岡育造君） 國務大臣の演説に對して質疑の申出があります、順序に依て許可致します――片岡直温君。

「片岡直温君登壇」

「拍手起る」

○片岡直温君 諸君、私は唯今總理大臣、外務大臣大藏大臣の御演説を拜聽致しました、其御演説に對しまして、少しく御質問を致して見たいと存じます先づ以て外交方面に亘りまして御尋を致すのでありますが、是は總理大臣より御答下されますものと、外務大臣より御答に相成りますものと、或は陸軍大臣より御答になるべきものもあるかと存じます、何れより御答下されましても宜しいのであります、第一に於きまして、實は總理大臣以下の御演説に對しましては、甚だ失望を致したのであります、現內閣は國民の基礎の上に立てられたものでありまして、所謂民意に基き國政を處理せらるゝと云ふことは、原內閣員諸公の一の信條と信じて居つたのであります、それ故に此施政の方針を御演説に相成るに當りましては、必ずや講和會議に於ける問題等に就きましても、我國より要求する問題は勿論、列國の間に永遠の平和確保の上に於て、貢獻をせらるゝ所の抱負を述べられ、さうして國民の意志を作興し、之を統一せらるゝことに努めらるゝものと信じて居つたのであります、圖らざりき、唯今御演説を承つて見まするると、私の豫期には副はぬ所のものが多いのであります、それ故に先づ箇條を分けて御尋を致して見たいと思ふ、彼の倫敦宣言なるものに依りますれば、宣言加盟各國中の、一國でも同意をせざる場合に於ては、敵側と何等條約を締結すること能はざる事は、昭々として明文あると思ひます、然るに昨年休戰後直ちに英、佛、伊の諸國に於きましても、講和の基礎條件に就て絕えず意見を交換して居つたやうに、其模樣が外電の報道に依つて明かなるものであります、然るに日本と英、佛、伊と、是等の間に於て交渉のあつたと云ふことは、一向聞へなかつたのであります、日本の全權が之に參加して、交渉を致すことに相成つたと云ふことは、本年本月十三日に於ける巴里會議が、初めてのやうに思ふのであります、果して是等の事實に就ては如何でありますか講和條件として日本單獨に要求を致すべき所のものは、さう數は無いと思ひます、殆ど既定の事と申しても宜しうございます、左まで難問題とも思はぬのであります、併ながら各國共通の問題に至りましては、將來國際關係を或は一變するが如き、最も重大なるものがありはせぬかと思ふのであります、茲に例を擧げて申して見ますれば、國際聯盟の如きもの此國際聯盟の如きは、世界の永遠の平和を確保する所の、所謂國際聯盟の主義でありますれば、主義としては何れの國と雖も、不同意を申す所の道理は無いと思ひます、併ながら事實に於きまして、永久に其戰爭を根絕せしむると云ふ方法に至りましては、隨分面倒な事ではないかと思ひます、是等に對する現內閣諸公の廟議胸算は如何でありますか、今一つ之を碎いて申して見まするると、國際聯盟を有効ならしむるの方法としては、今日既に現はれて居りまする所の一を擧げて見まするると、軍備制限の如きものであります、或は徵兵の制を撤廢すべし抔と云ふ趣旨を、公けにして居る主張もあるやうであります、此軍備制限の問題の如きに對しては、現內閣に於ては、如何なる意見を御決定になつて居りませうか、今や聯合諸國の政府當局者は、率先して講和問題に關する意見を發表して、さうして各國民の意見を作興統一することに努めて、所謂國民外交の實を現はさんとすることに努めて居ると云ふことは、御承知の通りであります、我政府に於きましては、此講和問題に對して、未だ御意見を發表せられたやうな事を承知致しませぬ、前申上げました如く、現內閣は民意に基いて國政を處理すると云ふ御信條を持たれて居りまする以上は、默々の間に於て、如何にして民意の歸する所が知れるのでありませうか、勿論全權委員は既に出發をされ、講和會議に赴かれる所の途中にもあり、先發された方もあるやうであります、然らば是等の事に就きましては、廟議は既に定まるものがあるに相違ないと思ひます、然らば獨り日本に直接の關係のみならず、世界の平和に貢獻すると云ふ御抱負があり、又世界強國の五箇國の一として永遠に此戰爭の根絕するやうに努めると云ふことは當然の責務、此責務を盡して以て我國威を發揚すると云ふことは、絕好の機會である、然らば此際何故に其意見を御發表になつて、國論を指導し、統一することに御努めに何故ならないのでありませうか、願くは是等に對する御所見を伺ひたいと存じます、次に西伯利出兵問題に就て伺ひます、唯今外務大臣よりも御説明に相成つたのでありますが、それに拘らず御尋を致さなければ、氷解し難い點があるのであります、昨年八月確か二日と思ひまするが、發表されました所の政府の西伯利出兵の宣言に依りますれば、我兵を浦潮に派遣すると云ふ事は「チェックスロバック」救援、今此救援の趣旨は、外務大臣よりも述べられたのであります、而して此事は米國の提議に應じて其友好に酬い、聯合列強に對して步武を齊うし、所謂履信の實を擧げる、斯う云ふ事に在つて毫も他意無きことは明白な事であらうと思ひます、それ故に世間當時の傳ふる所に依りますれば我出兵の數は、米國の出兵數と略ぼ同一のものであらうと云ふことを傳へて居つたものであります、然るに幾干もなく八月十三日――十三日に於きましては支那領土內に於て、獨墺俘虜の率ゐて居る所の過激派が侵入すると云ふ處があると云ふことに名を付けて、所謂侵入する處ありと稱して、滿洲駐屯軍を滿洲里方面に移動せられて、且又名古屋師團の如きも、其當時の前後に出動したと思ひます、又我國に於ける各師團の中から、小部分つゝ出兵をされたやうであります、結局出兵の數は、米國の出兵數の約十倍――十倍する所の大兵を西伯利亞に派遣されたやうに思ひます、與國と協調を保つの外に毫も他意無しと稱するものが、我國に限り斯く多數の兵を出さなければならぬ、斯う云ふ事に相成つたものでありますか固より我陸軍の精鋭は、氣候の冱寒と闘ひ運輸の不便と闘ひ、是等のものと闘ふことは事實相違ありませぬが、其外に敵が何處に在つたのでありませうか、どう云ふ戰をしたのであります、別に敵は無かりしやうに思はれる、左ればこそ派遣軍の殆ど三分の二が、今日召還されて居るではありませぬか、此派遣軍の艱難辛苦は、如何にも同情に堪へないと私は思ふのであります、斯の如き大兵を動かすことの必要ありとすれば、當時臨時議會を開いて國民の贊同を得、國民をして其必要を知らしめて、出兵する者も勇んで出て行く、斯う云ふことにならなければならぬ事柄であつたと思ふのであります、然るに各師團よりぼつ〳〵兵を出され、甚しきに至つては、途中の停車場で兵隊の乘つて居る列車は、通常の客車と行過ふて、兵隊の方から萬歲の聲を擧げ而して此方の方は何處へ行く兵やら知らぬので、一向之に應酬しない、而して出て行つた者は、冱寒と闘ひ、輸送の不便と闘ふ、如何にも氣の毒千萬である、實に滿腔の同情に堪へざるものではありますが何故に斯の如き大兵を議會の協贊も經ず、經るの機會がありながら、それの事をもせず、斯の如き處置を執るの已むを得なかつたと云ふことがありませうか、私は今尙ほ十分に了解を能う致さぬのであります、固より是等の事は前內閣の事であります（「然り〳〵」と呼ふ者あり）現內閣の事ではありませぬ去りながら現首相は、當時外交調査會に列せられ、是等の事には參與せられたものであると思ふのであります、然れば其事に對しては、十分な御説明を御與へ下さることが出來やうと思ひます、願くは御説明を詳細に願ひたいと思ひます、今一つは派遣軍の大部分は既に引返し、又今外務大臣の御説明に依りましても、引返すの御方針は明かになつたのであります、併ながら此殘留して居る所の兵も未だ大分あるやうであります、而して其兵は唯今の御説明に依りますと、西伯利秩序を維持する必要があると云ふことである、他國の秩序を維持するの必要ありとして、兵を出さぬならぬとすれば、支那に事があれば日本から兵を出さぬければならぬと云ふことになるのでありませう、之を西伯利に限つて秩序を維持する爲めに、出兵の中の大部分を殘さなければならぬと云ふことは、列國即ち與國――與國と協調の結果斯の如くなして居るのでありませうか、又如何にして、其秩序を維持すると云ふ御方針でありませうか聞く所に依りますれば、西伯利方面に於ては、幾つもの政府とは申しませぬが、幾つもの勢力があるやうである、さうして甲の國は其中の一部を應援し、乙の國は又其他の勢力を應援する、斯う云ふやうに致して居る奇觀をも呈して居るかの如く承つて居ります、斯の如き現狀と致しますれば、我國としては如何にして其秩序を恢復せらるゝ御意見であります

ろか、此二點に就て御說明を煩したいと存じます、次に豫算に就て伺ひたいのであります、今大藏大臣の御說明を承りますれば、內閣組織當時に於きまして、前內閣豫算見積書等が纏つて居る時にして、到底十分の經綸を現はすの時が無かつた、餘裕が無かつた、且つ戰爭の終り、即ち平和克復後に於ての狀態の變化、經濟界の安定を待つて、更に永遠の計畫を立つるの御積りのやうに承知致したのであります、此點に對しては、强て異論を挾むものではありませぬ、日淺くしてさう輙すく計畫に現はすと云ふことは、出來得ないのでありませうが、去りながら經綸抱負の點は、此際に於て伺はれる筈であらうと思ふのであります（拍手）若し大正九年に至つて經濟界が果して安定するや否や、何人と雖も保證し難いのであります、今日の經濟界の趨勢を以てすれば、寧ろ本年より明年は經濟界の狀態が、餘程困難を呈するに相違ない、寧ろ見様は斯う見るのが相當であります、然れば明年に至つても、未だ財源が無いから永遠の事は致さないとし、結局現政府に於ける抱負經綸なるものは、高閣に束ねて、民間に御示しにならずして終ると云ふことになると思ひます（拍手）此際に於て此豫算外に於ても、將來は斯く〳〵致すと云ふことは伺はれぬのでありませうか、幸に御抱負を伺はれゝば、國民は深く滿足致すと存じます、而して私の豫算其ものに就て御尋を致す所のものは餘り其內容に入るのではありませぬ、大體に於きまして本年の豫算は、其見積方が放漫と云ふては些と失禮でありますが、或は樂觀に過ぎは致しませぬか言ひ換れば豫算執行不能に終りはせぬかと思ひます之を一二點を擧げて申して見ませう、大正八年の租稅の收入豫算に依ると、四億九千二百八十餘萬圓であります、大正七年の豫算を見ますと、三億六千八百三十餘萬圓であります、此間に於て既に一億二千四百五十萬圓の增加になつて居ります、若し之を大正五年、六年、七年の三箇年に平均して見ると、其平均額は三億四千百九十三萬餘圓であります、成程大正七年度は、先づ我國の經濟界民間の實狀に於て絕頂の時であつたと思ひます、それ故に必ず大正七年の豫算が相當であつて、此八年は幾分の增加を加ふべきものに非ずとは申しませぬ、併ながら一億二千四百四十五萬圓も增加すると云ふことは、是は見込でありませう、或は水掛論になるか知れませぬが餘りに樂觀である、而して其內容を伺つて見まするると、それ〳〵豫算の說明其のものは出來て居ります併ながら隨分絕頂まで來て居る、此事を此豫算通りに仕遂げせうと存じまずると、實際に於て、租稅誅求の聲を聞かなければならぬことになりはせぬかと私は虞れるのであります、現に今日既に大阪方面等に於ては、營業稅の改廢を主張致して居る、其改廢を主張して居る所のものは、收稅官吏の處置と當業者の意見と、甚しく懸隔を生じて、其結果が所得稅に及び、戰事利得稅に關係すると云ふやうなことから八釜しいのであります、固より現大藏大臣は、誅求をなされると云ふ御精神のあることゝ私は考へませぬが、兎角部分部分の局に當る者は當局者の意思を迎へ、所謂迎合して之を努むると云ふことは、避くべからざる實情である、其結果甚しき怨嗟の聲を聞かなければならぬことに、陷りはせぬかと思ふのであります、又官業收入の上から見ましても、大正七年に比較して、六千六十三萬餘圓の增收を御見込になつて居る、大正七年其ものは如何にも好景氣の時であります、大正八年に至つては、さうは參りますまいと思ひます、例へば此中で見ますると、製鐵所の如き、此製鐵所の鐵の價其ものを、今日の米國に於ける所の價等に參照して御覽になりますれば、此豫算を御編成をなさつた時とは、實際今日既に違つて居りはしませぬか、詳細の事は豫算委員會に讓るべきものでありますが、之を要するに、官業及官有財產の收入も、租稅の收入も、餘りに增加を御見込過ぎになつて居るやうな感じが致す、其上公債を募集なさる點に於て、公債並に借入金の已むを得ざる所のものを見ますると、電話交換の擴張、帝國鐵道の建設改良、朝鮮事業費、臺灣の事業費、樺太の事業費、それから臨時事件費、臨時事件の豫備費、斯う云ふやうなものをずつと數字を擧げて見ましてさうして大正七年度に於いて豫定せられた所の六年度の分にして、臨時軍事費中未だ募集の出來て居らぬものが二千萬圓程あるやうに思ひます、それから七年度にして、七年度の臨時軍事費中募集の出來て居らぬものが、約三千百九十五萬圓程あると思ひます、それから七年度の分にして、臨時軍事費に關する本年二月三月に對する費用を、公債財源に御求めになるべきものが、約五千萬圓程あるぢやないかと思ふのであります、一々數字は述べませぬが、之れを合計して見ますると、三億六千二百六十五萬八千圓、其外臨時國庫の證券の發行見込額は三億萬圓、さうすると本年中に於いて募集せらるべき公債額六億六千二百六十五萬八千圓で、隨分大きなものである、尤も此中に於て三億萬圓の國庫證券の如きは、多く貿易の調節上必要のものと思ひますが、左すれば本年の實際に於いて、下半期に移るに從つて輸入が殖えて、輸出が減殺されると云ふやうな傾向も免れますまい、然らば此の三億圓を悉く發行されなければならぬとは思ひませぬ、又手前の三億六千二百六十五萬八千圓も、悉く本年度內に募集にならなければ、豫算の實行は忽ち差支へて行くと云ふ程にも思ひませぬ、此中明年に延べて構はぬものも含まれて居ります、去りながら六億六千二百六十五萬圓の中、其の大部分は無論本年募集しなければならぬ、若し募集が出來ないで、來年に多く繰延べられて構はぬと云ふなれば、來年に其ものが殘つて行つて來年又募集すると云ふ必要が付いて廻る、是も亦實際豫算實行不能の虞を私は懷いて居るのである、此虞を懷いて、玆に之を氷解するやうに御說明を請ひたいと存じまする根元は、此戰爭始つて以來、實際民間に於ける所の事業は、非常に膨脹致し來つて、是は先刻大藏大臣も五十億圓と御述になりましたが如何にも日本銀行の調査に依りましても、五十四億四千百五十萬九千五百五十圓に達して居ると思ひます、洵に一面から見れば喜ぶべき現象でございますが、此中大正六年、大正七年の兩年に於て新設せられ、又擴張せられたる此金額の二年分を調べて見ますると、四十二億三千九百四十三萬千三百圓になるのです、此二年間の事業は、少なくも其半分程は、未だ其基礎を固めて居るものとは思ひませぬ、是から經濟界の甚しき變態を見ることなくして行けば、豫定の目的を達せらるゝものが大部分でありませう若し經濟界を壓迫すると云ふが如き事がございますれば、此事業の蹉跌を免れぬと云ふことは、覩易きことでありませう、即ち今大藏大臣が述べられました御趣意と、相反するの結果に終ると云ふ處を持ちます、固より此中には從來の仕事を擴張したものもある、擴張したものは、比較的基礎のあるものゝ上に擴張したのであります、四十二億三百餘萬圓が、悉く其部分に屬するものとは私は言はぬのである、併ながら現在に於きましてどうでありますか、嚮に十二圓五十錢拂込む、或は二十圓三十圓したのが、今日既に五圓にも賣れぬものが澤山出來て居るではありませぬか、斯様なものが段々出來て參りますと他の確實なる事業まで影響を及ぼし、延て恐怖心を起し、或は世界の歷史にも見るが如く、我國に於てはさう澤山ありませぬが、世界の歷史を見ますれば甚しく膨脹致した——金でも入つて膨脹致して、其終りに恐慌を來して、非常な慘狀を見たと云ふことは、明かな事實である、さうすると我國に於て、實は二年間に四十二億圓程な資本を卸すと云ふが如きことに相成りますることは、少々不用意な致方である、然らば何等かの動機に依つて恐怖心を起し、恐慌を免れぬと云ふことは、避くべからざる事かも知れませぬ、斯様な一方に於て扶翼して以て成就せしめなければ、國力增進の上に大關係を持つと云ふ事實が既に出來て居る、此時に當つて財政計畫は、是等のものに向つて懸念を生ずることの無いやうになさらなければならぬ筈と思ふ、此趣旨に唯今の御說明と豫算其ものゝ實質とが、副はぬやうに私は考へる、若し此豫算執行不能には陷らぬ、諸稅は決して誅求の聲を聞くことなしに行けると假定致しまして明年の事を考へて見るとどうなります、申すまでもなく、國庫の上には多少の剩餘金を包擁し、其剩餘金を以て臨時に要する費用、或は追加豫算等の財源に充てなければならぬと云ふことは、私が申すまでもない事である、筒一杯に豫算を組んで、剩餘金の生ずる所もないやうに致したならば、明年の實際に於て困難を見ると云ふことも、亦避け難いと云ふことが伴うて參りませう、本年執行不能に陷らぬとしても、明年度即ち前の御說明中、經濟界の安定を待つて相當の經綸抱負を御示しにならうと云ふ時に當つては、業に既に餘地は無いではないか、今一の玆に事實を以て申して見ませう、普通の此一般會計等は姑く措きまして、繼續費の將來を見ますると、大正八年以後に於て、一般會計並に特別會計の既定の費用、十四億五千三百七十一萬五千三十四圓である是は或は是よりまだ餘計あるかも知れませぬ、是は昨年の豫算の綱要に書いてあつた所のものを取上げたのであります、本年之に追加された所のものが、鐵道だけにして三億三千五百八十二萬八千三百八十六圓、教育費の方に於て之に加ふるものが四千四百萬圓、海軍の充實などと云ふもの、擴張などと云ふ

こと、陸軍の整備などと云ふことを、すつかり度外に措いた既定の本年のものをも、昨年までの既定の分も、本年今までに現れて居るものを加へました所で、十八億三千三百五十三萬三千四百二十圓となる此外に本年十億圓許りの歳入歳出の中に於て、約二億萬圓程のものは、物價騰貴に伴ふたものと私は見まするが、今日の趨勢を以て行きますれば、甚しき不景氣を來せば、今の新事業などは大打撃を受ける不景氣を來さぬやうにして行くと云ふ方法を無理に採りますれば、流通貨幣は彌が上に増加する、然らば物價の騰貴は段々進む、物價の騰貴が進んで來れば、經常費に於ても増加を要し、繼續費に於ても増加を要し、此上に海軍の既定の事業を遂げる上に於て、所謂海陸――水陸の設備費であります、是等は其當年頭を出す時にずつと繼續費を持つて來る、又此次に頭を出す時に、繼續費を持つて來ると云ふ、是は遣り方である、所が斯う云ふものも段々加へて考へますれば、非常な金を要するのであります、さうすると本年豫算執行不能に陷ることはないと致しましても、明年に於ての財源には甚しき苦痛を免れぬ、斯く論じ來つて見まするど、一つ茲に御尋をしなければならぬことが到來する、それはどうかと云ふと、左樣に相成るに就ては、明年に於ては増税を計畫するのである、斯う云ふ御抱負があるのでありますか、それがあれば辻褄が合ひますが、それがないとすれば、是は一日送りの遣方のやうに思はれる一日送りの遣方も已むを得ぬ時には已むを得ぬが、是が爲に延て經濟界に累を及ぼす由々しき大事であると思ふ、若し増税をせぬと云ふが如きことは有るか無いか、知りませぬが、或は已むを得ぬかも知らぬと云ふことを考へて見まするど、増税などと云ふものは、經濟界の困難なる時に實行致さうなど丶云ふことは、私は甚だ難い事ぢやないかと思ふ、それ故に昨年に於て國家の必要とする所の計畫に對して増税を要するならば、今が絶頂の好機會である、若し増税は已むを得ぬとしても、經濟界の沈衰した時に決して出來べきものでないと云ふことは、當席に於て明かに申した積りである、殊に昨年の豫算に就て、時の政府の計畫に對して、減債基金二千萬圓を借入してやりさへすれば、政府の庶幾する所の仕事には妨を及ぼさぬ、即ち本年に至つて已むを得ずんば、財政の根本から一つ改めて、増税の已むを得ざる所のものは、國費の負擔均衡を保つやうに致して一擧に解決するが宜しい、斯う云ふ意見を述べたのでありましたが、當時諸君の多數は、御贊成かなかつたのであります、さうして小部分の増税を御贊成になつたのであります、昨年増税をやつて置いて、又明年もやるなどと云ふことは、實際已むを得ぬと致しても、是は頗る困難である、然れども此困難を排してやると云ふ考が有るか無いか、是は決して無いと云ふことであれば、今の豫算執行不能に陷るの慮は斷じてないと云ふ事實を、具體的に御說明下すつて、私の疑を氷解することが出來ましたなら、我國民の上に於て、甚しき滿足と思ひます、而して明年の計畫に對する御抱負も、併せて御述下すつて、國民をして安心せしむると云ふ態度に出でられんことを、切に私は希望して置くのであります、今一つ（「簡單々々」と呼ふ者あり）是は中々簡單には行かぬ、今日の國家として重大なる事柄である（「生意氣を言ふな」と呼ふ者あり）それは社會政策に關する問題であります、今回の戰爭に依りまして、國民の思想の上に種々の影響を及ぼし來つたと云ふことは、今更私が申すまでもなく、將來に於きまして極めて紛雜を來し、極めて重大な關係を持つ所のものは、資本家と從業者との此關係であると思ひます其從業者の中に於ても、多く勞働者に關する所のものが、極めて重大な事であると思つて居ります、而して凡そ事業其ものは資本と勞働と不可分性を私は持つて居るものと思つて居る、幾ら資本があつたからと云つて、之に働く者が無ければ、利子を生ずるものでない、資本が無ければ亦勞働者は餬口に困る是は勿論の事である、併ながら利害の關係から云へば、常に相反するものである、資本家は其收益の多からんことを望み、從業者も亦已れの收入を多からしめんことを望むと云ふことは、是は實際の事實である、故に之を程よく解決して、勞働者の今日の生活狀態の上にまでも改善を施して、資本家との間に於ける協調を程よく取らしめると云ふことの方法は是は國民の自覺に待つものが多いとは云ひながら、爲政者の立場として、等閑視する事の出來る問題ぢやないと思ふ、而して今職工だけの狀況を見ますると、時局以前に職工の男女の數は、三十一萬五千三百九十六人、此時局後に於て増加致した所のものが十四萬六千二百四十一人、それから工場の新設せられた所のもの丶職工の數は、二十六萬三千二百四十七人である、即ち時局以前の職工と、時局後に於ける職工とを比較して見ますと、其増加した所のものが四十萬九千四百八十八人、現在の職工の總數は七十二萬四千八百八十四人である、是等に對する勞働者の未だ安全なる方法は何にも附いて居ない、或は一部分々々で組合組織などを拵へて居るものも、小部分はあるかも知れませぬが、大部分は今後の經濟界の推移に依つては、甚しく不安定のものである併ながら是等の事は、餘程調査研究を致さなければ其實際の問題を解決すると云ふことは困難である、決して机の上で聲を大きくしただけで以て、解決の出來る問題ではない、即ち之を調査研究すると云ふことは今日一日を忽せにすべからざる事であると思つて居る、此大部分に對して最も應用し得易いものは、所謂勞働保險、發疾保險、是等のものである、或は疾病保險である、是等の事は昨年既に建議書が出て、當時の農商務大臣は、必ず之を實行することに努めると云ふことを明にして居るのである、固より西洋各國に行はれて居る所の勞働保險に付ては、多少の弊害もあります、故に之を丸呑に茲に移すと云ふことは出來得ないが、相當の調査を致して以て此問題を解決すると云ふことは、極めて急ぐことである、要するに是等の問題を解決せんと欲すれば、相當の調査を要する、調査は只では出來ますまい、即ち調査費を設くる位のことは、現政府に於ても爲されさうなものである、仄に聞く所に依れば、既に或省よりは調査費を請求致したが大藏大臣は之を削除したと云ふことを傳へて居るが、果して是は事實か、事實でないか、其事を私は確める必要はありませぬが、要するに此問題を解決せんとする所の爲めには或は組合標準の如きものを拵へると云ふことも一つの研究問題である、勞働保險を具體的にすると云ふことも是も一つの問題である、其他種々方法があると思ふ、其種々のものを研究して、之に據らしむるやうな方法を執ると云ふことを、現内閣に於て何故執られぬのであるか、又其の費用は別に調査費を置かずとも斯樣にして解決する積りであると云ふ御所信があれば、伺ひたいと存じます、以上御尋を致した所の項目に對して、御說明を望みまする次第であります。

（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 原内閣總理大臣。

（國務大臣原敬君登壇）

（拍手起る）

○國務大臣（原敬君） 唯今片岡君よりの御演說に就きまして、大體私が御答する方が便利と考へますので、私より御答致しますが、最初の御質問は、歐洲大戰爭の休戰になる際に、日本が共相談に加はつて居らないやうであるが、と云ふ御質問でありますが是は左樣ではございませぬ、講和會議なるものは、今日豫備會議が十三日から始まりましたが、其以前に方つては、各國の間に非公式に相談をしたのであります、此相談には日本も加はつて居りますから、是は御聞及んだ所け、關係ないやうに御聞取になつて居るか知りませぬが、左樣ではございませぬ、（片岡直溫君「甚だ相濟みませぬが成るべく一つ聲を大きく願ひたい、少し聞えませぬ」と呼ふ）それは困つたものだが私は……それから講和條件のことでありります、是は何故發表しないかと云ふ御說でありますが、各國共に講話條件は發表致して居りませぬ又既に講和會議を開くことに相成つて豫備會議も開いて居るのでありますから。此に至つて日本が斯樣なる事を提議する、各國の提議が斯樣であつたら、斯く致すと云ふやうなる事は、廟議は取極めまして全權委員は之を持つて出張致して居りますけれども之を公表致すと云ふことは――對手のあることであります、敵國のあることであります、之を公表することは、甚だ國家の爲めに不利益と考へます（拍手する者あり）私は成るべく民意を重んじ、國民に知らしめて宜しい事は、知らしめたいのでありますけれども、蓋し國民は斯樣なる不利益なる事を來すことを希望して居るまいと思ふ（拍手する者あり「のう／＼」と呼ふ者あり）それから西伯利問題の事であります、西伯利の兵を減じましたことは、現内閣になつて減じたのであります、第一に一萬幾ら、今回は更に多く三萬以上の數を減じましたが、其兵を減じたることに付ては、先刻私並に外務大臣より申した通りに、「チエック、スロバック」の救援、並に墺獨勢力を掃蕩するの目的を達すれば、日本が撤兵するのが最初の宣言趣意でありますけれども、彼地に於ける秩序は、全く兵を置きませぬければ、紊る丶であらうと云ふことの心配より、日本のみならず、列國共に多少の兵を西伯利に置くのであります

日本も是等の必要より、守備に必要なる兵を置いたのであります、それを留めてあとは送還致した、それから外交調査會に居つたから、當時兵を出した時の事情には知つて居るだらうと、知つて居る事あり、知らざる事あり、政府より相談受けたる事あり、受けざる事ありであります、此外交調査會の內容を申す事は、會の性質として出來ぬ事になつて居りますから、私より之を委しく申す譯には參りませぬけれども、私の責任に歸して居る事ならば、どの事でも御答致しますが、知らざる事を私が玆に答辯を費すことは出來兼ねます、それから唯今他の國の秩序を維持するに、何で兵を置いたかと云ふことでありますが、是は唯今申した通り、列國共に彼國の秩序を維持するに足るだけの兵を置くことになつて居る、過激派が起りまして、露西亞の一體の狀態が安定を致して居りませぬから、是が爲に列國共に多少の兵を置くことになつて、日本も置きました、それで御了解を得ませうと思ひます、それから財政計畫に付て種々の御質問がありましたが、數字等に亘りました事に付ては、或は御都合に依つては、更に大藏大臣より答辯を致しても宜しうございますが、唯御質問中に增税をするかしないかと云ふ御話でありました、是は私より明かに申した方が宜い、增税と云ふことは、金が足らないから、直ちに增税すると云ふ譯には參りますまいと思ひます、已むを得ぬ時には增税を致さなければなりませぬ、又必要のない時に增税しないと云ふことは勿論でありますが、增税は避け得られるだけは避けなければならぬ、如何に增税を避けましても、他に方法がない時に、初めて國民の負擔に訴へるのでありますから、今日金が足らないから、直ちに增税をすると云ふ考は持つて居りませぬ、眞に已を得ない時に、初めて國民の負擔に訴へやうと思ひます、それから勞働問題、是は政府に於て色々考へて居ります、併し是は諸般の問題に亘つて居る事でありまして、唯一端を擧げて解決の出來ぬ問題でありますから、餘程の調査を致さなければ、解決の六ケ敷い事であります、費用は何故要求しないか、費用は別に入用がありませぬ、費用無しと雖も、各當局官廳に於て出來るのでありますから、其調査を進めて居ると云ふことで御了解を願ひたい、尙ほ委しい事を御希望でありますれば、當局大臣より御答致します。

○片岡直温君　一寸今の總理大臣の御答の中、一項御尋したい……

○議長(大岡育造君)　內田外務大臣。

〔國務大臣子爵內田康哉君登壇〕

○國務大臣(子爵內田康哉君)　外交上の問題に關しまして、唯今片岡君の御質問に對しましては、總理より其の大要を答辯せられました次第であります、尙ほ私は職責上其の成行を、一二御參考までに申上げたいと思ひます、第一の御質問の此の講和談判に、日本の委員が初めより參加をして居つたのであるか、ないのであるかと云ふ御質問であります、是れは片岡君の御演說の通りに、倫敦の單獨非講和條約に依りますれば、彼の條約に加盟して居る國は初めより此の講和に參加すべき權利を持つて居ります、固より日本の委員は完全に其の參加權を與へられたものでございます、唯々其所までに行きます成行を少々御話を致したい、御承知の通りに、まだ戰さが酣なる頃には、巴里に於いて最高軍事會議と云ふものがありました、是れには當時戰鬪に實際從事して居る國、即ち英、佛、伊、それから亞米利加が戰爭に參加致しました以後は、亞米利加が之れに加つて、最高軍事會議を開いて居つた次第でございます、日本も地中海方面に艦隊を派遣いたしました結果と致しまして、海戰の事に付ては、日本の委員は其必要のある場合には參加して居ります、併し此最高軍事會議の目的は、主として所謂陸戰の敏活を圖る爲めの會議でありまして、日本としては一兵も歐洲の戰場には送つて居ない位でありますから、陸戰の方の側には一々參加を致して居りませぬ、然るに先刻も申上げました通りに、九月末に勃牙利が單獨休戰を致しました結果として歐洲の戰況に大變化を來しまして、十月初めに至りましては、獨墺側より遂に米國大統領に向つて、休戰の周旋を申込んだのであります、其交涉の爲めに約一箇月を費しました此間は全く亞米利加大統領と獨墺側との交涉でありまして、英、佛、伊等も參加を致して居りませぬ、十月末に至りまして、其相談が略々決まりましたから、其趣を以て米國大統領より各聯合國に交涉をして來たのであります、是は日本も同時に其交涉を受けた次第であります、即ち米國に於ては、我駐在大使に交涉の始末を通告し、又當地に於ては、當地駐在の米國大使より其趣を申して來た次第でございます、其結果として、遂に獨墺に向つて休戰を許すか許さないかと云ふ會議が始まつた、此會議も重大の會議でありまして、日本も之に參加すべき權利がある次第でありますから、巴里駐在の我大使に訓令を致しまして其事を申込ましめましたと行違に、向ふよりも參加を希望して來た次第であります、それより此休戰條約に關する會議、即ち僅か十一月一日と覺えて居りますが、其時に會議に參加した次第でございます、其結果十一月十一日に、遂に此休戰條約を見ることになつた次第でございます、其後米國よりは大統領が出張することになりまして、初めの間は大統領の各國訪問や、或は首相外相の間に非公式の交涉が行はれた次第でございます、又日本の大使も、或場合に於ては其非公式交涉に應じた次第もございますが、申さば非公式の事であつて、何も表立つた次第ではありませぬ、其後一月十三日に至りまして、初めて講和會議、或は豫備講和會議と申した方が適切かも知れませぬが、それが始まりました、是には最初より日本の委員は參加した次第でございます、御承知の通り此會議は十三日に始まり、十五日十七日と三回續きました、英、米、佛、伊、日本と五箇國からそれ〴〵五名づゝの委員を出すことになりました、是で會議を纏めました結果、十八日に他の參戰國も誘うて會議を開くことになつた次第でございます、斯る次第でございますから、日本は初めより講和會議には參加をして居る次第でございます左樣御承知を願ひたい、尙ほ講和條約の事に關して御質問がございましたが、是は片岡君の仰せの通り、我が特別要求條件と致しましては、誠に明確なものがあると思ひます、其一點は既に先刻の私の演說中にも申述べた次第でございます、其他共同――各國共同の問題として、例へば戰費の賠償を請求するとか、或は個人の損害をどうとか云ふことは、是は各國共通した問題であります、尙又日本に直接關係の無い問題もあります、殘りまするのは、矢張御質問に御話のあつた通り：誠に重大なる問題が殘つて居ります、即ち國際聯盟問題、軍備縮小の如き、若くは海洋の自由の如き問題であります、是は誠に重大なる問題であつて、國家百年の利害の爲めには最も愼重なる考慮を費さなければならぬ問題であります、政府は我國に於ける言論界の諸說も、十分に注意を致して居りまして、且つ日本の立場と致しましては、斯る問題に對しましては、歐米と或は事情を異にすべき點が多々あると思ひます、此點に付きましては、最も愼重なる考慮を拂ふべきことゝ思ひます、それ故是等の點に對しましては、十分なる訓令を與へてもありますし、是よりも與へる積りでございます、唯々其具體的案件に付きましては、未だ何處の國よりも提出したものがありませぬ、獨り我國が此際斯の如き重大なる問題に對して、具體的案を提出いたしまする事は、甚だ早まり過ぎた事と思ひます、我に於て大に研究すべきことは勿論でありますけれども、各國の此問題に對する態度も、能く研究を要することゝ思ひます、其次に西伯利の事に對して御話がありました、之に對しては、唯今總理大臣よりの御話以外に申上げる事はありませぬ、西伯利に於ける各種勢力の爭の事に付ても、御質問がありましたから、其點だけを申上げたい、西伯利に於きましては、最初色々の勢力が對立して居りました、九月三十日に至りまして、「オムスク」に於ける「ウオロゴドスキー」の政府と、極東の長官でありまする「ホルワット」將軍との間に妥協が成立ちまして、兎も角も西伯利に於ける統一した政府が「オムスク」に出來ました、それに引續きまして、十一月三日に至りまして「ウーフア」と申します、歐露に於ける「アウクセンチエフ」と云ふものゝ首班を致して居ります政府と、西伯利の「ウオロゴドスキー」の政府とが合併を致すことになりました、然るに此兩者は到底融和をすることが出來ませぬ、十一月十七日に至つては政變がありまして遂に「アウクセンチエフ」に追はれて、「コルチヤツク」と云ふ海軍の將官が獨裁官となりまして、是れが今日西伯利全體を統一して居ることになつて居る次第でございます、今日は此權力を各方面で認めて居ることになつて居ります(「能く分りました」と呼ふ者あり)それだけ申上げます。

〔拍手〕

○議長(大岡育造君)　高橋大藏大臣。

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇〕

○國務大臣(男爵高橋是清君)　先刻片岡君よりの御尋がありました、流石は財界の――財政經濟に精通せられる片岡君、此學識見地より縷々御議論が多くありました、其中に於て私に對しての御尋の要點を捕捉することは、中々六ケ敷うございます、併し謹

んで伺つて居りました中に、私の演說を間違つて御聽になつて居る點もあります（「高橋に願ひます」と呼ふ者あり）私は經濟界の安定を持つて經綸抱負を立てると云ふことは一言も言つて居らぬ（「そんな事はない」と呼ふ者あり）速記錄を御覽なさい、それは此官吏の所謂手當と云ふやうなものは、經濟界の安定を待つて、此物價騰貴にも依るでせうし、安定を待つて定めるが至當であるから、今は應急に支給をして居ると、斯う云ふ風に申した、又經綸抱負――政府の經綸抱負が、擧げて全部豫算數字に現はれて居ない、私はさう云ふことを言つたことはない、併し斯う云ふ時勢でありますから、永久に多大の經費を要するものは、是は時局の推移に伴つて、徐ろに計畫を定めると云ふことにして、而して最も急施を要する棄置き難い所のものは、豫算の許す範圍に於て、國防の充實、教育の進步、產業の獎勵、交通通信機關の整備と發展を圖る、斯う云ふので、（拍手起る）それから豫算の見積方に付て樂觀だと仰しやる、是は貴方の仰しやる通り水掛論になります、是は委員會に於て、根據ある積り方であると云ふことの說明を、十分に私より精しい主任者より致させます、それから餘り餘計積つて居るから、遂に是が租稅の誅求になると云ふ、租稅誅求と云ふことは、もう每年々々其聲が現れて居るので、何も今年計りでなからうと思ひます、それから此豫算の爲めに、故らに其誅求の聲が多くなるとかならぬとか云ふ、是は銘々の考次第で、それから企業の――民間事業の事に付て云々と云ふ御話がありましたが、彼れはです、公稱資本と實際拂込んだ資本との差は澤山にあつて、何れの年と雖も、目論見た仕事が豫定の如く行はれずして、或は減資をするとか、名ばかり擧げてあつて物にならないと云ふのは、今年許りでない、何時でもある、それから豫算の實行不能と云ふ、是は今日の財政は非常に困難な立場であると云ふことに、深く御同情御心配下すつた事と考へる、併し苟も財政の局に當る者が豫算を立つるに當つて行ふことの出來ないやうな事をする氣遣はないから御安心を願ひたい、それから公債が多い、成程公債は多いです、成たけ少くしたいです、併し少くしたいからと云つて、大に稅を取るか、或はそれもいけなければ、政府は門を閉めて仕事をせずに居る、斯う云ふことに歸著する、如何にも多いけれども、何も必ずしも經濟界の狀態が、長期の公債の引受を許さぬ場合に於ては、短期のものですると云ふことは是は各國何處でもやつて居る、其御心配も御無用である、それだけ御答致します。

○片岡直溫君　今大藏大臣の御說明に就ては、豫算委員會に讓りますが、今の公債を短期にするが如きことは、各國皆やる事であると云ふ、如何にも其通りである、我國に於ても屢々やつて居る、既に昨年やられた公債にしても、大抵六年である――六年間であります、鐵道の代金を拂ふとか何とか云ふ公債で御拂なさるものは五十年であるが、募集するものは大抵六年である昨年でも――而して昨年御募りになつた公債は、たつた三億一千萬圓しか出來て居らぬではないか、昨年のやうな經濟界の絕頂の時でさへ出來て居らぬ、而も六年である、之を今年やれば三年位になる、一年でやると云ふことも出來ぬことはないかも知れぬが、それは經濟界の安定を求める方法ではない、短期にすれば出來もしませうが、それも程度である、昨年の如き好絕頂の時に三億一千萬圓しか募れて居らぬものを、本年六億六千萬圓の御計畫になるに付ては、不安は當然起ることであるもう少し親切に私許りでなく、國民全體の不安を玆に氷解することが極めて必要と思ふから、それで御尋するのであります、もう少し親切に御答を願ひたい（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　大藏大臣。

［國務大臣男爵高橋是清君登壇］

○國務大臣（男爵高橋是清君）　先刻述べました通り昨年は、經濟界も頂巓に達しまして、金融も緩漫である、隨て戰爭以來我國の資本が、海外に放資せられたものが既に十二億以上ある、今年はそれ程に行かぬと云ふことも明に分つて居る、併し國民が、經濟界が安定するとか、或は不安心だとか云ふことはどう云ふことで御考が及ぶのか、所謂長期のものを經濟界が引受けられない場合に於て、之を強て政府が長期のものにやらうと云へば、それこそ經濟界を壓迫して迷惑する、經濟界に心持好く受入れられるだけの分量、其受入れるに便利なる期限に於て、之を調達して行き居るのである、決して經濟界をして不安ならしめ、金融界を壓迫すると云ふことはないのである、最も避けるのである、而も我國の金融界は、御承知の通り預金爭奪の弊があつた爲めに、金融界の基礎と云ふものは無かつたのである、然るに幸なる哉、銀行者がそこに氣が付いて、自發的に先づ以て預金の利子の爭奪の弊を除く、是は即ち基礎の一角が出來た、是から後には是れの標準が出來ました、さうすると御承知の通り、英米の如く銀行の預金と云ふものは――預金をする人が公債を持つとか株券を持つとか、利廻りの好いものに是が移つて行く、現に此銀行の預金の協定が出來た結果として著しき功を擧げたるものは、昨年預金部に於て國庫證券を一錢六厘の安い利息で預金部で引受けた、是は私共民間では引受けないと思つて居つた、焉ぞ知らん、最早現に四千萬圓皆な賣れて仕舞つて、尙ほあとが欲しいと云ふやうな狀況である、是は詰まり此預金の利率の協定が出來た爲めに、地方の銀行が今まで大阪や東京の大銀行へ高い日步で預けて居つたのが、協定が出來て預る者が無くなつたから、國庫證券に投資するやうになつて來た、斯う云ふ順序に行きますと、遂には矢張長い公債も發行する氣運が向いて、來るのであります、さう私は無暗に樂觀して居るのではない、心配もするが、前途闇黑ではない（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　西村丹治郎君。

［西村丹治郎君登壇］

○西村丹治郎君　私は極く簡單に二三の質疑を致したいと思ひますのは、西伯利鐵道共同管理に關する事柄であります、申すまでもなく東亞大陸に對しましては、我帝國は主動の地位に立たねばならぬと云ふ事は、恐らく何人も異議のない所であらうと思ふのであります、是は條約若くは協約の有無に依るべきものではない、協約條約無しと雖も、我帝國は東亞大陸の方面に對しては、主動の地位に立たねばならぬ、特殊的地位に立たねばならぬ、優越的地位に立たねばならぬと云ふことは、論を俟たぬことであらうと思ふのであります、其見地より申しまするならば、此度の將に確定的事實となつて現れんとして居る所の西伯利鐵道の共同管理、此意味は私は彼我平等であると、斯う解釋して申すのであるが、所謂彼我平等、西伯利鐵道共同管理と云ふことは、我帝國が東亞大陸に占めねばならぬ所の、此優越的特殊的地位、確に非常なる所の毀損を加へるものではないかと云ふ疑を持つて居るのであります、殊に西伯利出兵に付きましても、我帝國は聯合與國の多き者に向つても十倍、少き者に向つては、數十倍の多くの兵を出して居ると云ふ關係もあるのであります、斯る點から申しますれば、共同出兵と云ふ事ですら――共同管理と云ふ事ですら、帝國の非常なる所の權利地位に毀損を加へたものではないか、一大讓步ではないかと思ふのでありまするが、其上に聞く所に依れば、共同管理は唯々表面の名のみにして、事實に於ては亞米利加の或る技術家、所謂亞米利加人が、西伯利鐵道經營の實權を握つてしまふと云ふことを聞いて居るのであります、共同管理すら、帝國の優越的特殊的地位に非常な損傷を與へると思ふ、尙ほ其上に持つて行つて、共同管理は名のみにして、事實は全く亞米利加の管理經營に歸してしまふと云ふが如き、事實に陷りはせぬかと云ふ風說を耳に致すのであります、唯々我は警備の任に當り、旨い汁は亞米利加が嘗め、我は唯々番犬の役を務めるのではないかと云ふやうな風說を聞くのでありますが、私は事實は決してさうでないと思ひます、併ながら世間傳ふる所に依れば、斯る事を耳に致すのでありまするが、之に付ては、未だ全く其交涉結了したりと云ふことを聞きませぬ、まだ其進行中に在るものと思ひまするが、差支ない限りに於て、之に對する御說明を願ひたいと思ひます、又若し私の聞くが如き形勢になりつゝあると致しましたならば、何等か之に對する救濟手段は、今日より講ぜられたいと云ふことは、私の是は希望であります、次は食料問題に付て、簡單に御尋申したいと思ふのであります、主として米の問題、世間非常に悲觀的に考へて居る者は本年の端境期までに今日の狀況を以て推移つたならば、殆ど一千萬石の不足を生じはせぬか、是れは非常な極端なる悲觀論者のことでありまするけれどもが餘程樂觀的に見る人でも、尙且つ六七百萬石の不足は生ずるであらうと云ふ事を申して居るのであります、私の推算する所に依りましても、確に六七百萬石乃至七八百萬石の不足は生ずるであらうと思ふ臺灣、朝鮮、或は印度方面よりして輸入に仰ぐもの可能性を有するもの七八百萬石ありと致しましたならば、何等憂ふるに足りませぬけれどもが、如何に多く見積りましても、是等の地域よりする所の輸入米穀は、四五百萬石を出でぬのではないか、然らば其餘に不足する所の三四百萬石の米は、果して如何

なる手段方法に依つて、之を補はんと致されるのであるか、政府は食料問題に對しては、今日の成行、今日の有樣に放任して置いても、更に憂ふる所なしと申されるのであるか、此の事柄に付いて御辯明を願ひたいと思ふのであります、次は物價の調節問題に付いて御尋を申したいと思ふのであります、物價の調節と云ふ問題は、實は本院に於きましては、當院に於きましては、昨年の議會に於いて、全院一致の意見として、政府に建議致された問題であります、故に物價調節と云ふ事柄に付ては、恐らく一人の本院に異議のあるべき人はあるまいと思ふのであります、政府は物價調節に對し、其成立以來日尚ほ淺しと雖も、之に對して今日まで何等大に認むべきものゝ無いのは、私の頗る遺憾とする所であります時としては、自由放任の主義を執らんとすと聲明され、時としては、干渉の手段に出でられんとする、自由か干渉か、殆ど其歸著するところを知らずと云ふのが、過去數箇月間に於ける現內閣のやられたる事柄であらうと、私共考へるのであります、米價調節其の他一般物價の調節に關する大方針、大經綸、必ずや既に定まれるものありと私考へるのであります、又無くてはならぬ筈であると思ふのでありますそれ故に物價調節に對しては、如何なる考を持つて居らるるのであるか、徹底したる大方針大經綸を承りたいのであります、今日一面には物價は非常の暴騰を致し、一面を見れば、平和の聲より來る內地工業の打擊の爲めに、又打擊を受けんとするの心配の爲めに、各地に失業問題が起らんとして居る今日の模樣であります、一面には物價は大暴騰をなし、一面に勞働者の職を失ふ者、前途非常な數に上らんとすると云ふ此場合に於て、私は物價を或る程度まで下落せしむると云ふことの政策を執ると云ふことは當然爲すべき事柄であらうと思ふのであります、所謂之が爲めに、國民生活の上に非常な不安、非常なる危險の思想が起りませう、此時に當つて國民生活の安定を圖ると云ふことは、申すまでもなく政府の責任である、而して之を爲す第一著の手段は、先づ以て此際物價の下落を圖る、物價の調節を爲すと云ふことは、先づ第一にしなければならぬ務であらうと思ふのであります、之に就て勿論物價の暴騰を來したには、色々の原因がありませうけれども、私は其原因の中に通貨の膨脹、今日の大膨脹――今日の大膨脹は、確に一般物價の大暴騰を來した所の主もなる原因として、算へねばならぬものと思ふのであります、然らば物價を下落せしむる所の徹底的手段として主要なる手段は、通貨の收縮に在り、斯く私共は考へて居るのであります、既に昨年の十二月末日には、殆ど十二億に垂んとする兌換券が發行されたと記憶して居ります、此通貨の大膨脹、勿論今日は既に八億圓臺に下つて居るのでありませうけれども、兎も角今日の物價の大暴騰を來したる所の主要原因は、通貨の膨脹に在り、然らば先づ第一著に通貨の收縮を圖ると云ふことが、先決問題でなければならぬ、又之が徹底的の物價調節策であらうと私共考へるのであります、或は通貨の急激なる收縮は、一面需要の上に非常な打擊を與へる、斯う云ふ論者もありまするが、成程急激の通貨の收縮は、一面非常なる打擊を與へ、一面經濟界に非常なる所の害を起すと云ふことは、私共承知致して居ります、併ながら其通貨收縮にも、其方法手段宜しきを得たならば、一面事業の上に、經濟界の上に、何等の痛苦、何等の反動も與へずして濟むと云ふやうな極端なことは申しませぬが、兎も角其收縮宜しきを得たならば――、收縮方法宜しきを得さへしたならば、さう一面に澤山な打擊と、澤山な痛苦を與へなくても、此收縮は爲し得らるると思ふのである、今日の如く此膨脹したる、此一時に成金國になつた所の日本國の此財界を、健全なる狀態に導かんとする其過渡期に於ては、必ずや一面に犧牲を拂はねばならぬ一面に痛苦を忍ばねばならぬと云ふことは、當然な事柄であらうと思ふのであります、今日此場合に於て何等の犧牲を拂はず、何等の痛苦も感ぜずして、此過渡期を過去らうと云ふが如きは、以ての外の誤りであらうと私は思ふ、唯々其程度を少なからしめ唯々其影響をして大ならしめざるこそ、爲政家の責任であるのである、故に私は通貨收縮より來る所の一面の打擊は、方法如何に依つては、さう恐るべきものではないと思ふのであります、又爲政家としては、必ずや其方法宜しきを得るやうに致さるべきものである、斯く致しましたならば、私は一面に於て物價暴騰、勞働者の失業、生活の安定、非常に危險な狀態に推移りつつあるものも、玆に始めて是が解決を見ることが出來はせぬかと思ふのであります、兎も角此物價調節問題に付きましての御抱負、御方針を承りたいのであります、それから今一つは大正八年度に於ける募債計畫、是は既に片岡君よりして豫算執行不能に終りはせぬかと云ふ御言葉を以て評されましたが、私も殆ど片岡君と感を同じうするものであります、委しいことは無論片岡君が申されましたから、私が申上げる必要はありませぬが、兎も角大正八年度、所謂大正九年三月三十一日に至るまで、今日より此十數箇月の間に、募債若くは借入すべき金が、私の計算する所に依れば、殆ど六億四、五千萬圓の多きに達すると思ふのであります、果して是だけのものが募り得らるるや否や、是に於て私は斯る事を大藏大臣に御尋したい、本年度に於ける國債貸借を如何に見て居られるか、もう一つ言葉を換へて申しますならば、正貨の收支關係を如何に見て居られるかと云ふことを、御尋したいのであります、本年度に於ける國債貸借が如何になるものであるか、正貨の出入が如何になるものであるかと云ふことを、御尋ね申したいのであります、それから今一つ最後に御尋申したいのは、唯今大藏大臣の御説明に依つて見ますると、大正六年度の剩餘金と云ふものは、殆ど使ひ果してしまつて、大正八年度の財源に充つべきものが、剩す所なしと云ふことを申されたのであります、今後將に出ずべく豫期して宜い所の、大正七年度の追加豫算、並に大正八年度の追加豫算の財源は、何に據られるのであるか、大正六年度の剩餘金既に皆無なりとするならば、大正七年度の追加豫算、大正八年度の追加豫算の財源は、何に依つて之を支辨せんとせらるるのであるか、公債に依るのであるか、借入金に依るのであるか、よもや公債借入金には依られまいと私は思ふ必ずや私は斯う云ふことを考へて居られるのではないかと思ふ大正七年度に於ける實收超過額を豫見して――大正七年度に於ける實收超過額を豫見して、之を財源として、今後の追加豫算と云ふものを出されるのでないかと思ふのであります、謂はば今後の收入に屬するもの、不定所謂不確定のものである、若し果してさうであるならば、現內閣成立以來、屢々聲明されたる所の、財政の基礎を鞏固にする――財政の基礎を鞏固にすると言はれた、此聲明に矛盾する所なきや、今後の收入を豫期して、追加豫算を出すと云ふが如き、或はそれを追加豫算の財源とすると云ふが如きは、洵に私は不確實なる豫算の編成方法ではないかと思ふのであります、若し私の想像するが如く七年度の實收超過額ではない、他に何か財源があるのならば、それを御明示を願ひたいと思ふのであります、私の質問せんと欲する所は、此數箇の箇條であります、どうか簡明に御説明を願ひたいと思ふのであります。

○議長（大岡育造君）　內田外務大臣。

〔國務大臣子爵內田康哉君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（子爵內田康哉君）　唯今西村君より御質問中、西伯利鐵道管理問題に付きまして、私より御答辯を致します、本問題は今尚關係諸國と交渉中でございますから、本席に於て未だ御答辯する譯に參りませぬ、唯々一言申したいのは、亞米利加又は亞米利加人の態度に關して御質問がありましたが、我が最も親交ある亞米利加に關することでありまするに依り、之を聽流しに致すことは、私の職責が許しませぬのでございます、一言申上げます、御心配の如き點は毛頭無いことを明言致します、亞米利加は何所迄も我に對して、友好的好情的精神を以て、本問題に接しつつある次第でございます、左樣御諒承を願ひます。

○議長（大岡育造君）　山本農商務大臣。

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（山本達雄君）　唯今西村君より米價の事に付きまして、御質問がありましたのに付きまして大體の御答を致します――致しますが、兎角現政府の米價に對します遣方に於て、自由である、放任であると云ふ如く、世の中に吹聽されまして、何やらそれに付きまして、緩漫に付して居る如き語氣に見えるのでございます、故にさうでないと云ふことの事實を申述べるのに付きましては、聊か是迄の成行を申述べなければ相分りませぬ、故に少しく冗長に亘りますか知りませぬが、其邊は御免を蒙つて置きます、現內閣は昨年九月の末に內閣が成立致しまして、其前の八月に於ては米價暴騰の爲めに、各府縣に暴動が起きまして、容易ならぬ事があつて、而して九月の末に當つて此內閣が成立したことであります、私は之を農商務大臣に受けまして以來、常に此事に於きましては、非常に心頭に掛けまして、出來るだけ最善の途を盡したいと晝夜心得て、それに向

つて當つて居る次第でございます、其當時に於て、どう云ふ事を前内閣に於て爲して居るかと申しますと、實は此昨年の四月に於きまして、外米管理令を布かれて、普通の商人の外米の輸入を禁じて、政府が補償制度に依つてやると云ふことに相成りまして而して其以來、政府に於て外米を買付けましたことが三百三十萬石買付けました、而して其三百三十萬石に付て、政府の國費を費したることが二千二百萬有餘と思ひます、さうしてやりまして、段々來ましたが、丁度四月五月以來段々騰貴致しまして、遂に四十圓以上にも上つたのでございます、其間に於て一方では此八月の末でありましたが、穀物收用令を布かれました、又一方では暴利令を以て取締をやりました、而して其暴利令も、重もに此米の定期に向つて爲したのでございます、定期に向つて暴利令を布かれた爲めに、定期は上に向つて買ほんと欲して常に抑へられて居りまして、段々上つては參りましたが、二十七、八圓位な所を往復して居ると云ふ有樣であつたのであります、併ながら現物、實際の現物賣買に至りましては、四十圓を越しまして、つい四十二、三圓にも達すると云ふやうなことでありました、既に此九月内閣の更ります前途に於ては、定期の價と實際の米の相場と云ふものは、十圓以上も開いて居ると云ふやうなことになりました、そこで多く買占であるとか、或は賣惜であるとか云ふことに付きまして、非常に力を費しました爲めに、其効果は定期に現れて、實際の賣買と此定期相場の賣買と云ふものは、十圓以上も多きは其間に隔りが起り又常に七、八圓の隔りを持つて居つたと云ふことは諸君の御承知であります、それ故に折角定期をして其定期に依つて米を賣る、或は必要なものは買はうとして來て居るものが四、五、六、七、八、九、十六七個月の間と云ふものは、東京を始めとして大阪殆ど月末に入つて、此現物の受渡の無いと云ふ如き有樣になつたのであります、そこでありまする故に私に於ては斯く暴利令で以て取締をしても、現物を抑へると云ふことは、中々困難であるのみならず、定期を餘り抑へると云ふと、東京大阪始めとして、都市に米の出て來る事の、却て障礙となると云ふことの事實を見たのでございます、それ故に此物は彼此暴利令で以て取締るよりも、先づ其方は緩めた方が、自然のものになりはしまいかと云ふ事を考へた

又穀物收用令に於きましても、暴動後に政府が穀物收用令を布かれました、是れは如何にも時勢に於て必要な事と私は信じて居ります、信じて居りますが此の穀物收用令、價を定めてさうして之れを買入れると云ふことは容易ならぬ事で有まして、例へば五十圓するものを三十三圓で買ふとか、或は三十圓で出せと云つて、之を法律の上に於て強ひると云ふ事は、餘程困難なる事で、まだ其時に於ては斯の如き非常手段を用ひる時機に非ずと私は考へたので有ます、現に又現政府に於ても此穀物收用令を布かれましたが唯の一度も之を用ひなかつた、其時に於きまして、收用令が發布されましたる當時に、數縣の縣よりはどうか收用令を以てやつて呉れと云ふ事の請願などが主務省に出ましたけれども、其當時に於ても法律は布かれましたが、矢張りそれは一度も施行しなかつたのであります、さう云ふ場合で有まするが故に、私は是は先づ必要なものである、已むを得なければ、どうしてもそこまで行かなければならぬのであるが、其時に於てはまだそれに據ると云ふ事は、時機に非ずと思ひました故に、是も用ひませぬ、而して其當時に世間に對しましては、穀物收用令も必要である、暴利令も必要である、併ながら是は容易に用ふべきものではない、殆ど是は大切なる正宗の刀、寶刀とすべきものである、故に私は之を鞘に收めて、さうして容易に拔きませぬ、併し拔かぬと云へば、必要已むを得ない時があつたならばそれに據ります、それ故に先づ是は收めて其時の來らぬことを望む、若し來つたならば拔きませうと云ふ意味に於て、之を止した次第でございます、それから下つて此關税撤廢を、緊急勅令に於て十一月に發布されました、それは政府に於て貿易商の米の取扱を禁じて、而して政府が自ら收用令を以て指定商人をしてやつた、併し其間に付て三百三十萬石、金を費すことが二千二百萬餘費したが、矢張米が高くて騷動を起すやうなことが起きたので、其後に於ても安定を來さないのである、そこで其時に内の米の狀態は如何にあるかと云へば、十月の調べに於て第一回の調べが五千八百九十萬と云ふ――各府縣の報告に依つて表を作りましたのに、古今――今まで曾て無い如き豐作の報告が參りましたのでございます、其後九月の二十日前後に於て二回の暴風雨がありました、殊に氣候が冷氣でありまして、さうして今度

第二回の各府縣の豫想に於ては、此物が五千五百七十萬と云ふのに相成りまして、第一回の豫想より減ずることが、約三百萬石の減收を來したと云ふ第二回の報告になりましたので、それは此關税を撤廢致しまする前後でございます、併し第二回の時に至りましても、五千五百七十萬と云ふ數でありまするが故に、平生のものよりもまだ收獲が多いのでありま す、で内に於ては斯の如く米が先づ取れる、減少したと雖も、まだ普通よりも多い狀態であつたのであります、それから外に向つてはどう云ふものであるかと云ふと、是まで外國米を常に我國に於ては入れて居りますが、其入れて居る所は、多くは蘭貢、柴棍、東京であります、此蘭貢より外國に輸出されまする米は、日本の石數にして約千五六百萬石が今まで出て居ります、其他東京、柴棍、暹羅あたりに於きまして綜合して見ましても是亦千五六百萬と云ふものは、年々外國に出て居るのであります、都合三千萬餘りの米は、外國より或は新嘉坡方面に於ける爪哇に於ける、或は英領、蘭領印度に於ける、是が皆な據つて來るのです、其中より我國の不足する約四百萬五百萬と云ふ高を、此三千萬石以上より日本に持つて來ることは、敢て六ヶ敷い事ではあるまい斯の如く日本が米が高い故に、商人に委ねて居つたならば、算盤の上に於て、是は持つて來得る算盤が出ます故に、三千萬石の中から四百萬五百萬石を得ることは六ヶ敷くあるまい、又現に年々不足する中に於て、日本に五百萬乃至五百五十萬も入つたことは是までであります、自然に抛つて置いても――日本の米が斯く高いことは、是まで曾てありませぬ、其低い時に於て、其中から五百萬以上の外米が入つて居りました故に、是は入ることは敢て難くはあるまい、のみならず朝鮮に於ては、平年より豐作でありまして、先づ總督府の報告に依りますと、約昨年よりも百五六十萬石は餘計出來たと云ふことでありまする故に、之に於ても半分若くは百萬石と云ふ如きものは、自然にやつて居つても、朝鮮より、平年よりもより多き米が百萬石位は入るであらう、斯の如き狀態でありまするが故に、却て政府に於ては商人の自然の算盤に依つて貿易に委ねて、而して政府は此關税を撤廢し、又は船が無ければ船を成たけ便利を付けて、さうして交通の便を付けて、金融に於ては正金銀行臺灣銀行を首めとして、外國に關係のあ

る銀行に於て、十分な爲替の便利を付けさせ、而して成るたけ障碍物を取つて來たならば、米は自然に剩ると云ふことが來るであらう、斯くした方が餘り政府が之れを干渉して行くよりも、今の如き見込を執つたならば、却つて米が來て安定を來しはすまいか、又來すであらうと云ふことを信じたのであります、それ故に今申す方針を執つた譯でございまして是が斯くなつた故に、自然に放つて高からうが安からうが、政府は自然に委せて、知らないと云ふ如きことに誤解された所以でございますが、決してさうではない、唯々斯の如くした方が便利にして、却つて安定を來す途になるであらうと確信したのであります、是が前の如く、或は暴利令を以て買占を制し又收用令に於てどうすると云ふことをしましても、それが大に有効なりと云ふことを考へ、又それが僅かの實驗の上に於て證跡が擧つたならば、吾々は前より以上の干渉や壓迫は決して辭せない、國民の安定を來すことは如何なることをも忍んでやる、決して辭せない、併し斯くすると惡い、目的を達すまいと云ふことを確信を以てやつたことであります、決してそれが放任でないと云ふことを申上げる、それから今日米は幾ら足らないか、或は千萬石と云ひ、或は七八百萬石と云ふ話でありますが、今申す通り豫想でありまして未だ本當の調べが參りませぬ併し年々の例に依りまするど第三の報告は實收しまして、其實收に依つて各府縣より農商務省に報告が集りまして、而して初めて實收の豫想は是れであると云ふことが判るのであります、それは此月末若くは來月の初めに於ては、大凡の其見込が判る次第でございます、而して斯く相成りましたならば、それに依つて又實際に近い數字を得ることが、出來るであらうと思うて居る次第であります、それから米は今の通りにして來るか來ないかと云ふことでございますが、昨年の十一月の此貿易商の自由のものに委ねまして、さうして政府に於ては關税を撤廢して見て居る、併し此管理令は何所までも持つて居ります、成たけ自然に委ねて居つて、愈々之に付て安定を來さないと云ふならば、何時でも政府に於ては、管理令を以て之を實行し得ることに相成つて居りまして是は廢しては居らぬのであります、そこで今まで來たものに付ては、是より船腹の用意で以て、遞信省に報告をされました高は、今日に於て十一月、十二

月、一月と云ふ此間に於て、百二十數萬石の米が商人の手で參つて居ります、尙ほ今日も色々約束しつゝあると云ふのでございます、唯々茲に甚だ其時より困難なる事に肝腎な今申す蘭貢の處に於きまして印度が不作の爲め、其他に依つて輸出の禁止をして居ります、是は一時の事であらうと思ひまして來た所が、外國米は御承知の如く、此一月末から二三四五月、凡そ此間に米の動くのが例になつて居ります其新米の出ると云ふ今日に於きまして、尙ほ其輸出禁止が解けないので、それ故に政府に於きましては外務の手を以ちまして、それ〲關係の政府に掛合つて、何卒之を解くやうにと云ふことを、それ〲掛合を付けて居る次第であります、佛蘭西に於ては此柴棍、或は東京でありましたか、之に於ても政府より掛合を付けて、數日前新聞にあります如く、佛蘭西政府に於ては、成たけ、日本に遣る、交趾支那或は東京の輸出に付ては、便利を圖らうと云ふことの返事が參つたやうな次第であります、それでありますに故に、先づ此外米の動きと云ふものは、二三四五月と云ふ時期に於て動くものでありますから、先づ今日から言ふたならば、相當なる米は入つて來る而して之を徐ろに見て居りまして、それが愈々思ふやうに入らず、物資の供給が不足と云ふ如きことが起りましたならば、例の管理令を以て、何時でも之を實行するに憚らぬと云ふ考を、今日有して居る次第であります、此邊で御答をして置きます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　高橋大藏大臣。

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　先刻西村君より、物價調節に關する御質疑がございました、而して自分の見込は、通貨膨脹が物價騰貴の主たる原因であるからして物價を調節するには、通貨を收縮せねばならぬ、今日の有樣は物價は絕頂に上り、又他面に於ては、不景氣の爲め段々失業者の數が增して來る、是に於て益々通貨を縮小して、物價を下落せしむる事が必要になる、斯う云ふ御意見での御尋でありまず、物價調節と云ふことは、幾樣にも解釋が出來ることであります、下つたものを高くするのも調節でありませう、併し此御質疑は下げろ、下げる手段として通貨を收縮すべきである、何故政府は收縮しないか、或は收縮する手段があるかと云ふ御尋かと私は考へる、是は現今歐米に於ても、今日の物價騰貴即ち戰時中の物價騰貴に付ては、實業家或は學者の間には、種々の意見があるのである、併ながら要するに物價の變動は、需要供給の釣合如何に依ると云ふことは皆一致して居るので、戰爭の爲に、俄に各種の製造工業が軍事上必要になつて、事業が勃興したのは、是は世界中の有樣である、何れの國でも、製造工業の爲め事業が俄に著しく發達をする場合に於ては、其國の或は世界中の廣き意味に於ける農業の如きは世界の所謂物資に對する需要が、著るしく俄に高くなると云ふことは、普通の事である、我國の物資の價が、共に連れて發達をしないと云ふと、物資の價の激增した爲めに、我國の物資を他の國が需要することも、亦甚しく多くなつて來たので、それに應ずる我國の製造工業の事業も、非常に急激な發達を爲した、隨て內地に產する所の農產物の價は上ることは勿論、他から仰ぐ所の原料も、亦隨て非常に騰貴をした、左樣な結果として信用も非常に擴大したので賃銀も非常に騰貴した、而して此盛況を呈して來た經濟界に順應して何れの國も其通貨は膨脹したのである、既に昨年の七八月頃の日本銀行あたりの此七年の末に至つての兌換の發行高は、幾許になるやと云ふ事を調査した是は半期半期に必ず中央銀行は豫想を立てる丁度米の收穫に際して政府が豫想を立てると同じ譯で、矢張豫想を立てなければならぬ、其時には昨年の歲末には、其時の調子で總てのものが進んだならば、十三億圓にもなるであらうと云ふ豫想であつた、然るに昨年の十月の初めより、從來橫濱正金銀行が立てゝ居つたる不自然なる爲替相場を改めて、成るべく自然に近寄らしむる所の方針を立て、又銀行者の間に、先刻述べた預金の利息の競上げと云ふやうな弊風を矯正することに努力し、又日本銀行に於ては割引步合の引上を行ひ、斯の如くして段々財界に警戒を一般に加へつゝあつた所へ、俄に休戰と云ふことになつて、それが爲めに從來進む一方であつたものが、或は控へ、或は退くと云ふやうな今日は狀態になつた、其結果昨年末の兌換の發行高は、豫想と違つて十一億四千萬圓臺まで進んで而も其囘收の速かなりしは、一月の半に於ては、八億九千萬圓の發行高があつたのであります、故に時勢が一番調節の力は強いので、時勢の力が此に至つて、今日は物價も上る勢はなくなつた、稍々下らんとする傾向を現した、すると同時に一方に於ては失業者が澤山起ると云ふ、茲に憂を生じて來たので、是に於て通貨を收縮すると云ふことは、人に信用と金とを成べく働かせないやうにしなければ、其望を達することは出來ないのでありますからして、此不景氣になり掛つて來た勢を、一層人爲を以て景氣に赴かしむると云ふより外に、此上人爲で以て通貨を縮小すると云ふことは不可能である、此上人爲を以て故らに通貨收縮の政策を執らずとも、自然の力が今や通貨を收縮する方に傾いて來て居る、隨て一方失業者が出來て來ると云ふことで、失業者の出來ることは宜い事でない、併し之をして無からしむるならば、益々製造工業を發達して、人々に職業を與へると云ふ方に方針を執らねばならぬ、是も亦人爲で故らにさう云ふことをやると云ふことは、目前の變化は來るが、永遠には失敗するものである、今日に於ては政府は、故らに此の時勢に人爲を以つて不自然の通貨を收縮すると云ふやうな考は毛頭ない、それから公債借入の事に付いての御懸念は、先刻片岡君に御答したので、更に加へる事はないやうでありまず、多いには違ひありませぬ、一時に之を今募集は出來ませぬ、併ながら公債若くは借入と云ふことになつて居ります、此國政の運用には行詰るやうなことは致しませぬから、それは御安心を願ひたい、公債に關聯して將來我國の國債貸借關係はどう見て居るかと云ふ御尋、是れは……（西村丹治郎君「本年度のです」と呼ぶ）八年度……（西村丹治郎君「左樣でございます」と呼ぶ）即ち今年度、今年度の國債貸借の關係は、見る人に依つて異りませうけれども、私の見る所では、貿易其他の關係に於て、我國の取勘定となるものが四億乃至五億あらうと考へます、是は併し中らぬかも知れませぬが……（笑聲起る）分らぬ事ですけれども、我國の是まで進んだ──發達した輸出貿易が玉石混淆に終ると云ふことはない、伸びるものは益々伸びるに違ひない、見込のないやうなものは、退かなければなりますまい、此處が即ち國民に對して最も努力を希望する所以である、又貿易以外に於て、我國の取勘定となる所の運賃保險料等がありまする、是も七年に於けるやうな盛況を呈することは無論出來ませぬ、併し官民の間に於て戰爭中に於て海外に放資した形になつて居るものが十二億餘、前刻申した通り十二億あるのである、是等が先つ働いて、即ち資本に對する利息として、我國の取勘定になるものである、さう云ふ事を考へて見ますと、八年に於ける取勘定は四億乃至五億はあらうと私は考へて居る、國債貸借の關係を左樣に考へて居りますからして、我國の正貨の收支に於ても亦左樣に考へて居る、同じ事ですそれから追加豫算に付て六年度の剩餘金が色々に使はれて、餘り多く殘つて居らぬと云ふことを申しました爲めに、定めし追加豫算には七年度の增收を使ふのであらう、財政の基礎を鞏固にすると云ふ聲明をして居ながら、それでは其聲明に反するではないかと云ふ御尋のやうに伺つた、一應御尤である、併し七年度に增收のあることは、今日は無論分つて居る、併し其增收があるから、それを見越して皆使ふと云ふやうな、左樣な危險な計畫は立てないのである、まだ是は提出になりませぬが、近日提出しますから、追加豫算は……それに依つて尙ほ御承知下さるが宜し其時に尙ほ說明も致しますが、茲に豫め申上げ得る事は、彼の戰時利得稅です、是は政府が其當時提出した時より、諸君の間に於ては、政府の見積り方が如何にも少いではないかと云ふ非難のあつた事は、私も承知して居りましたが、果して事實に於ては、政府の豫想とは大なる違がありまして、增收がある現に……、而して此戰時利得稅は、所謂臨時事件の爲めに設けられたものでありまするから、此增收を追加豫算に計上して、成べく公債借入金を少くすると云ふ計畫を立てたと云ふことは、茲に申上げ得るのであります、私に對しての御尋はそれだけと考へまする、でそれだけ御答致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　下岡忠治君。

〔下岡忠治君登壇〕

○下岡忠治君　私は食料問題に付きまして、唯今西村君より御問があつて、農商務大臣之に御答辯がありましたけれども、それには滿足することが出來ないのでありまするから、更に其點に付て御問を申す積りであります、我國の食料問題を根本的に解決致さうと思ひますれば、第一には恒久的の方面、第二には應急的の方面、此兩者に亘つて、論究致す必要があるのでございます、而して大正八年度の豫算に現れて居る所を見まするど、現政府が此恒久的方面に關して經綸を有する所のものが、實に貧弱を極め

て居ると私は認めるのでございまするが、併し此點に付ては、又別の機會に於て、政府に論難を致す積りで居りますから、此處には單に我々の焦眉の急に迫つて居り、一日も忽せにすることの出來ない應急的方面の事に付て、政府に御尋をする考であるのでございます、之を約言をして三つに分ちますするから先づ質問の要項を申します、第一、政府は現時の米價を以て、國民生活上に不安を與ふるものに非ずと認むるか、若し國民生活上に不安を與ふるものなりとせば、何故に此不安を除去すべき適切有効の手段を講ぜざるか是が第一であります、第二、政府は現に執りつゝあるが如き姑息の手段に依り、本年度に於ける食糧の絶對的缺乏難に陷るの處なしとの確信ありや、若し此確信ありとせば、是が具體的の説明を求む、是が第二であります、第三、政府は米問題に付、曩に聲明せる自由放任主義の非を悟り、既に其政策を一變するの必要を認めたるか、若し其必要を認めたる以上は、何故に其責任の所在を明かにし速に積極的大英斷を遂行することを躊躇するや(拍手起る)此三點に付て申したいのであります、尙もう一件唯今農商務大臣の御答辯の中の言葉に、甚だ明瞭を缺いて居る點がありますから、それも聽きたい、と云ふのは兎角世間では混雜をしますから、能く區別して申さなければなりませぬが、前内閣の時に色々の法令を出しまして、所謂暴利取締令、穀物收用令、もう一つ外米管理令、此三つあつたのであります、昨年十月に此米の關税の一時的撤廢を行はれると云ふ際に、農商務大臣が天下に聲明をして居られるのであります、其聲明に依れば、暴利取締令と穀物收用令は、是は傳家の寶刀として、正宗の刀を鞘に收めて居るので、減多に使はぬのだと云ふ、吾々から云へば、極く曖昧な甚だ不眞面目な言葉と思ひます、適用する積りであるのか無いのか一向分らないから、甚だ不眞面目な言葉と私は信じますけれども、兎に角廢してしまつたのか、廢してしまはぬのか分らないと云ふことで先づ世の中を誤魔化してある、所が、外米管理令の方を明かに廢めると云ふことを聲明して居られるのであります、明に――まだ勅令は其儘に殘して置く、其殘して置くと云ふことは、殘務の整理がある、政府が自ら外米を管理したからして、殘務の整理の爲めに、是は據ろなく殘して置くけれども、殘務さへ濟むならば、勿論外米管理は宜くないと思ふ、それよりは自由放任主義が宜いのであるから、是は廢めるのであると云ふことを、明瞭に言うて居るのであります、大臣の言責と云ふものは、餘程大切なものである、唯今の西村君に對する御言葉の様子に依つて見ると、何だか外米管理令をつい近頃になつては、又或は行ふかも知れぬと云ふやうな、御言葉が今あつたやうに、承つた、私は過去の非を覺つて、斷然此際は外米管理令を適用する必要があると云ふことを言はれゝば、何をか言はん――何をか言はんではない、私は是非それを決行して貰ひたいと云ふ考を持つて居ります、昨年十月聲明せられたる所は誰も分つて居る、天下公知の事實であります、其事實に依つて見れば、今申す通りに外米管理令と云ふものは廢めるのである唯々在米――殘務の整理の爲に、當分之を殘して置くのは、已むを得ないのだと、斯う言はれて居るのであります、其點が甚だ御言葉が少しく分り兼ねる點がありまするから、それを第四點として、御尋を致したいのであります、此各點に就きましては概要の説明を致しますするから、暫く御清聽を請ひます、元來寺内内閣の倒れました直接の原因が、此米騷動に在つたと云ふことは是は疑ふことの出來ない所でありまして、是が後繼者たる現内閣は、私の考では其成立と同時に何は偖措き――單的に何は扨措き、米問題に關しまして、鮮かなる解決方法を以て天下に臨み、以て國民生活上の不安を一掃して民心を新たにすると云ふのが、現内閣の一大使命であつたと私は承知して居ります、然るに現内閣成立後四箇月經つて居ります、大變御心配になつて居ると云ふ話は聞きまするが、是は日夜御焦慮になつて居ると云ふことは結構であるけれども、外面に現れたる政府の施設と云ふものは、私をして言はしむれば、隨分姑息なもので、所謂彌縫姑息であります、先刻貴族院に於て農商務大臣は、四十二圓、三圓して居つた正米が、先づ四十圓位になつて居るからして詰まり少しく下つたではないか、定期米は二十七八圓のものが三十七八圓になつて騰つて居る、詰まり自分等の政策宜しきを得たが爲めに、正米と定期米とが斯う近寄つて來た、定期米と正米とが非常に開いて居るやうなことでは困るけれども、近寄つて來た、成程定期米は三十七八圓と云ふ風に高くなつたけれども、正米は下つて居る、たつた二圓ですと兎に角二圓下つて居るのであるからと云ふ風に、大分現政府の米に對する施設に効能があつたが如きやうな、御言葉があつたのであります、併ながら兎に角まだ新穀の出盛の時と言はんならぬ今日に於て、米價が三十七八圓に、動もすれば四十圓を突破すると云ふが如きことは、實に由々敷き事である、一般の人心は兢々として其堵に安んぜざる狀態でありまして、私は現政府は、其大使命を是で完うし得て居るものであるか否や、餘程疑なきを得ないことであらうと思ふのであります、一體寺内内閣の時に、無暗に干渉政策をやつた、是は大なる間違であつて、吾々は現山本農相と同じく此の干渉政策――極端なる干渉政策と云ふことは、確にいかぬと云ふ、是は元來同論なのである、例へば暴利取締令、無暗に之れを振廻はして商人を窘めて見た所で、制すれば隨て反撥する、是れは必然のことで、所謂經濟界に於ける需給の大勢と云ふものを、殆ど無視した遣方をしたものでありまするからして、寺内内閣の米價に對する政策が失敗に終つたと云ふことは、是は當然のことであります、是れは山本農相あたりと、吾々同意見であるのであります、隨て御氣の毒ではあるけれども、非常に勉強をせられたと云ふことは、吾々は敬意を拂つて居るけれども、前仲小路農相は、實は米問題に付いて現政府を非難する資格は無いと私は思ひます(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)是は同じ考を持つて居る併ながら――そこです極端なる干渉政策を非難して居つた、此山本さんは所謂羹に懲りて膾を吹くと云ふ所まで行つた、極端なる是は自由放任と云ふ事をやらうとした是が抑々失敗の初まりなのである(「ひや〳〵」と呼ふ者あり拍手起る)私は昨年十月山本農相が其聲明を爲された時に、是は屹度やり損ふ、時事新報に其事を言うて置きました、成程米の關税の撤廢と云ふことは結構だ、併ながら是だけです、――是だけで迚も外米が澤山入つて來ると云ふやうな見込が決して無いのである、外米が假りに一石が十圓か十五圓の時代でありまするど、二圓五十錢の關税の撤廢と云ふことは、是は隨分利き目が多いと云ふ想像が付くけれども、今日に於ては外米の値段がこちらへ持つて來まするど、一石が三十二圓も三十三圓もして居る、乃至は場合に依れば、三十五圓にも行かうかと云ふ趨勢を有して居る際に二圓五十錢の關税を撤廢すると云ふことだけに依つて、是れで外米が思ふやうに、流入して來るであらうと云ふ想像は、誰が考へても出來ないことは分り切つて居る、其當時いや米が五千八百萬石も穫れさうな、稀有な大豐作であると云ふやうな御考もあつた云々と云ふ御話でありましたが、併ながら第一回豫想と云ふものは――農商務省の第一回豫想と云ふものは、何時でも必ず多い、いつの時でも多い、必ず第二回の豫想になつては下り、實收穫に至つたから三百萬石少くなるか五百萬石少くなるか、もう前からさう云ふことは極り切つて居る、其第一回の豫想を基礎にして、此政策を確定したと云ふが如きことは、實に是は輕忽千萬な事でありますが、是が抑抑の誤りであります、第一著を誤つたものでありますからして、遂に今日になつては實に二進も三進も動けぬやうになつて居ると私は想像致します、過去の政策を一變するに非らずんばです――まだ併し今日なら其過を改むることの出來る時機があると思ふ兎も角も外米の輸入と云ふことを、關税の一時的撤廢に依つて、其目的を達しやうと云ふことは、抑々無理であつた、又昨年の暮になつてから、此外米の取引所に於ける代用制と云ふことを行はれました、私共は是も贊成なのであります、是非共之をやつて貰ひたいと云ふ考を持つて居る一人で、此點に付ては農相と同意見を持つて居りますけれども、併ながら之を行ふと同時に――之を行ふと同時に、外米の入る上に於て色々の故障を除くことは勿論、場合に依つては、此輸入促進に對する適當なる施設を講ずると云ふことをやらずして、單純に取引所に於ける代用制の命令を御下しになつた所で、所謂形を造つて魂を入れぬのと同様であるから、恐くは(「大隈内閣の時はどうだ」と呼ふ者あり)恐くは之に依つては、何等大した効果が擧らぬと私は考へるのであります、一體米がどうなるであらう、足りるのであらうか、不足するのであらうか、此點に付て考へて見まするど、私は細かい數字を擧げて、此處で言へならば、確實なる基礎と信ずる物を持つて居りますけれども、それは煩雜であるから申しませぬ、恐くは米は非常に足りない、西村君の唯今御話になつた如くに、千萬石も足りぬとか、さう云ふことは決して無からうと思ひます、併ながら足りない事は事實なのであります、此大正七年度の産米の比較的少なかつた、良くなかつた、或は昨年よりも酷く少ない

か知らぬが、先づ昨年以上に上ることは六ケ敷いだらうと云ふことは、殆ど玄人の定論であります、そこへ持つて來て去年の所謂端境期に於ける米の不足と云ふものは、何人も想像し得る事であります、ああ云ふ騷動の起つたと云ふ位なことであるから、少くも年々の端境期に於ける持越した米よりは、二三百萬石足らなかつたと云ふことは、殆ど何人も想像し得る事でありますから、此兩點だけ考へて見ましても、隨分澤山外米の輸入の必要と云ふことは、自然考へ得る事であります、先刻農相は三百三十萬石の外米が入つたと云ふ御話でございましたが、私の昨年調べた所に依りますと、一昨年の端境期から昨年の端境期に於ける外米の輸入せられた高が、三百八十萬石、約四百萬石ある、そこへ持つて來て古米の持越したものが大分昨年よりは少いと云ふ點から考へましても、どう考へて見ても、五六百萬石は外米を輸入しなければ辻褄が合はぬ、需用供給の上から考へましても、それだけの物が要ると云ふことは明かなる事であると思ひます、朝鮮の豐作云々と云ふ御話がありましたが、併し是とても唯今御話のやうに、百五十萬石も多く入るや否やと云ふことに付ては、大分疑問があると私は聞いて居ります、之を別として、要するに五六百萬石の外米を輸入しなければ、辻褄が合はぬと云ふことは、明かな算盤から出る所であります、相場は正直なもの、そこへなつて來ると、どうしても米の下らぬと云ふ理由は、時としては奸商の奸策に依り、或は一時の賣惜、或は買占と云ふやうな事の爲めに、相場が一寸一時騰ると云ふやうなことはありませうけれども、此大體の大勢と云ふものは、中々二三の奸商者が手を入れる位では動かすことが出來ない、今日前申したやうに尙ほ新穀の出盛らぬ時に於て、一般に米が三十七圓の八圓の、或は四十圓を突破すると云ふやうな狀態に在ると云ふことは、詰まり米が足りないと云ふ事を、明かに相場が證明して居る、米價が其事實を數字を以て現して居るものと認めて差支ないのであります、そうして見ると、詰まり足りない、無は有を生ずるものではありませぬ、足りない以上は、是は外から入れなければならぬ、扨て翻つて外國の狀態を見ますると、決して是は樂觀を許さぬ狀態であります、日本に是まで米を入れて居る蘭貢方面、此方面の解禁と云ふものが未だ出來て居らぬが、願くは一日も早く解禁せられて、次第に米が日本に流入して來ることを希望するのでありますけれども、果して之が出來るか否やと云ふ事も餘程疑問である、縱んば是が解禁せられた所で蘭貢一帶、印度方面は昨年は非常に凶作であるから、其結果、果して日本へどれだけの輸入が出來るかと云ふことに付きましても、餘程是は疑はしい點であるのでございます、而して柴棍方面は先刻御話のあつた通り、相當に日本に米を輸入し得る輸出力は持つて居るのであるけれども、一方から申しますると、此糧食の缺乏と云ふものは、獨り日本だけでない、南洋各方面に於ても足りず、歐羅巴方面に於ても、隨分糧食缺乏の聲が聞えて居る事でございますから、若し彼此して居ると、折角柴棍方面あたりに在る米と雖も、他の方面に買付けられてしまふと云ふ事が起ると云ふ憂がなきにしもあらず、平常の場合ならば、或は値段さへ高ければ、日本に入れると云ふことも出來るでございませう、併ながら本年の狀態を申しますると、私の見る所に依りますると、決して樂觀することが出來ない、若しも之を商人の自由に一任すると云ふやうな事をして置きますると、恐らくは如何なる高い直段を出しても、買ふことが出來ないと云ふやうな危險なる事に陷らぬとも限らぬのであります、どうしても一日も早く積極的にこちらが何か方法を執つて行かなくてはならぬ、相場が高いと云ふことは、詰まり矢張此點に對する懸念があるからである、假りに此所で二百萬石ならば、二百萬石と云ふものが確に外米として入り得る事實が明瞭であつた場合は私が恐らく今日の米價は適當なる程度に下るだらうと思ふ、下るに決つて居る、所謂弱氣の材料が欲くても無い、或は此儘で行くことになつたならば、七八月頃になつたならば、どんな事が起りはしないかと云ふ想像の出來るのは已むを得ない、所謂人心の恟々たる所以は此に在ると思ふ、此故に私は過去のことは過去として、是は別問題で確に農相の自由放任主義と云ふものは遣損つた、遣損つた以上は遣損つたと云つた事を、責任を以て明かにして、一日も早く外米の管理令適用と云ふ事をやるか、縱んば外米管理令の適用まで行かぬでも、或る程度の補給をやる商人に對して危險の保障をすると云ふ方法を執るのも、一つの案であらう、其方法は何に據るとして見ても、更に角消極的の施設に止めずして、積極的なる方法に於て、此際外米の裕に入つて來る方法を講ずるのが、最も必要なる事であらうと私は思ふて居ります、要するに私の見る所に於ては、此儘に推移に推移すると云ふ事があれば、他日日本の食糧が、或は絕對的に不足が起ると云ふやうな不幸を見ざる憂なきにしもあらずであるから、今日一日も早く之が補給の途に付て、政府がやられる必要があるそれをやるに付ては、其手段方法は此際御考はどう云ふ點に在るか、其點に付ても委しい事を一つ御說明あらんことを希望するのでございます、大體私の質問の趣意は是であります。

〔拍手起る〕

○國務大臣(山本達雄君) 議長。

○議長(大岡育造君) 山本農商務大臣。

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

○國務大臣(山本達雄君) 唯今の御質問に向つて御答を致します、唯今の御質問に於きましては、私は意外の感に打たれたのでございます、私が執るべき方針に付きましては、下岡君は兩手を擧げて贊成をして下さることだと、今日まで信じて居つたのであります、それは何故かと云ふと、昨年八月の暴動が起きたと云ふ其後に於て、諸新聞に載つて居る所を見受けると、政府の暴利取締令、收用令の如きものの干涉は甚だ宜しくない、何故に關稅を撤廢して自由のものにして、さうして一方では外米を代用品に何故掛けないか、さうすれば是は宜しいのに、何故しないかと云ふことの趣意に於て、新聞に述べられた所を諸新聞で拜見致しました、私は當時鎌倉に居りまして、其新聞を見て、誠に我意を得たものである(「ひや〳〵」)斯く相成べきものであるとして其事を贊成して其說を拜見して居りました、其後御目に掛つた時に於て君の說を拜見したが誠に吾輩の考と同じものであるとして、それに讚辭を呈したことを承知して居ります、斯の如き有樣であるのに、今更此人より斯の如き攻擊を受けると云ふことは夢さら思はない(拍手)而してです、何か山本が變說改論をした、斯う云ふことを仰しやりましたが、何を以て斯の如きことを仰しやられて居るか、それを私は承知したい、私は此管理令を廢して自由にしてしまつて、一切放任しなければいかぬと云ふことは曾て言つたことがない、故に初めに於きまして、干涉壓迫はしないが、斯うしたならば、却て此方が物價の低落を來して、安定を得るに付て良法なりと認めてした次第でございます、而して何か私が新聞に聲明して居る所に依つては、管理令を發すると云ふことを言つたと云ふが、私は嘗て其樣なことを言つたことはありませぬ、定めて此第二回の新聞に出て居りまする關稅撤廢に付て山本農商務大臣の談話と云ふ事が昨年ありました、之を見ての御話と思ひます、其一節の先きに於きまして斯の如き事は容易ならぬ事でありまする、故に私は其草稿を此處に持つて居る、其末文に曰く「外米輸入の途を自由にせり此際外米輸入に關する管理部官制を廢止せざるは一見矛盾の如くなるも既に買付ある外米の處分殊に十一月中に到達すべき外米約十萬石を處分する上に於て必要ある爲にして更に將來に亙つて此規定を活用するの意にあらず」と云ふことを書いてあります、(拍手)是であらうと思ひます(「其通り」と呼ふ者あり)是は私は其管理部の此取扱に付て、商賣人が一切貿易――の米の取扱を指定商に非ざれば爲し得ないと云ふことゝ、さうして其官制の一部の役人を置いて居ると云ふことが、是で一時止まれば必要の無いと云ふことの爲めに、其解釋をしたのであります、外米管理令と云ふものは、勅令に依つて御承知の通り出て居ります、是は何所までも置くと云ふ精神で其時やつたのであります、何故かと申しますと、此關稅を撤廢する、政府許り外米を扱つて置いて關稅を撤廢して見た所が、一方に於ては政府に關稅を納め、一方に於て政府が買つて出すと云ふのでは、同し金庫に出入をするのであつて、關稅を撤廢すると云ふ意味を成さない、故に何故に商業者に向つて米の取扱商賣を止めなければならぬかと云ふと今日の時世は實に米が高い、又一方では不足である、然れば假令少々のものなりとも、日本に輸入する所の途があれば、是は何人がやるとしても歡迎をしなければならぬ、餘り米を入れられては困ると云ふことなら、政府がやらなければならぬ、商賣人がやることは出來ないと云ふなら分つて居るが、今日米が高い、成べく物資の供給をしたい、然らば何人と雖も貿易でも以て取つて來られるならば、一俵の米でも取つて來て貰ひたいと云ふのであります、それ故に商賣人に貿易を自由に許す、貿易を自由に許すと云ふことに付ては、どうしても關稅の一石二圓五十錢の關稅を廢して、而して成るたけ融通を付け、船

腹も供給して來たならば、宜からうと云ふことでやつたのであります、そこで關税を撤廢する上に於ては、斯くしなければ意味を成さない、故に撤廢した然らば政府は之を廢めてやらないかと云へばさうでない、商賣人の手に委ねて數百萬のものがいけるであらう、成べくいくならば、之に委ねてやらせたい若し然してそれがいけぬならば、結局に於ては、政府が此外米管理令を以て自らやるより外仕方がない故に是は何處までも廢せずして、さうしてあとに持つて居る、さうして普通の貿易商の外米取扱の有樣實況を能く見て、さうして政府が手を出さずに濟むならば、成だけ彼等の手でやりたい、若し其時に於て、彼等に委せて居つては甚だ不安定で、十分なる供給が出來ないと云ふ曉に於て、始めて政府は此管理令を以て米を自ら買ふか、或は補償制度に依るか即ち管理令の第一號第二號と云ふ、此二つに依つてどの途執るより仕方がない、故に是は何處までも矢張持つて居て、愈々と云ふ時に至つたならば、之に依つて政府が買入、若くは補償を與へると云ふことに於きまして、最切より是は存して置くと云ふ精神でやつたのであります、隨つて曾て私は之を廢めてしまつて、人民の手に何處までも委ねて、政府は決して之に觸れないと云ふことは、言つたことも無ければ、思つたことも無い、而して今申すときに於て頻りに樂觀を樂觀をと言ひますが、何を以て樂觀と仰しやるのか、是も言つたこともなければ何もない常に米を安くして、安定を來すと云ふことに於ては寢食を忘れてやつて居るのでございます、曾てどうもそれに就て放任をしたと言つたこともなければ、又は樂觀をして居ると言つたと云ふこともないのであります、恐くは其點に至りましては、十分なる心配と考慮を有つて居る次第であります、此邊は幸に御安心を願ひたいのであります、又米の第一豫想、第二豫想と云ふものに就て、是は違ふのは當り前だ――無論當り前であります、當り前でありますが、第一豫想と第二豫想とに於きまして、僅か一箇月の間に豫想が二百萬石前後も違つたと云ふことは、統計に於て一つもない、實に容易ならぬ違がある、昨年九月迄には非常なる氣候が順當で、米が出來て九月の二十日前後に於て二回の暴風が起り、隨て其後に於ては常に冷氣を催して、一箇月後の十一月に於て、今申す如き事が來たのでありまするからして、是は見込が違つたと云ふことは、私も之を以て何處までも斯くなるとは思ひませぬが、何しろ大體に於てさう云ふ違が起つた、斯う云ふことは未だ曾て無いのである、それから又米が五千八百九十萬石あらうが、或はそれが五千五百萬石若くは其以下に減らうが、それが少なくなつた爲に、大變な方針の遣方を違へたとか、どうとかと云ふことは、其時に於ては無いのであります、唯々先刻申す通りに、外國に於て三千萬石餘も動く米があるが故に、それの中唯四百萬石か五百萬石の米を取ることは、商賣人の手で敢て難くないのであらう、又算盤に於ても十分なる採算があるのでありまするが故に、それが行くであらうと云ふことでやつた、唯々今日關貢に於て輸出禁止をされて來ないに依つて、先刻も申す通り政府も心配をしまして、どうか輸出の禁止を解くやうにと政府に掛合つて居る次第であります、さう云ふ場合でありまする故に、然らば今日政府がやれば是が解ける、又政府がやればどれだけ取れるかと云ふことに就ては、餘程實際を調べて考へないと、是は斷言が出來ないのであります、何故なれば、今日米が商人の手で既に先刻言ふ通り、百二十萬石は二た月餘りの間に約束が出來て、今日來つゝある、其の中の四十萬石以上はもう來て居る、それで是は段々來つゝあるのである、尙ほ又約束しつゝある有樣でありまするからして、此後二、三、四、五の此出る時に於ては、相當とるものがある、若しそれに就て思ふやうに行かなければ、今の管理令を以て、政府は一號に依るか、二號に依るか、やりたいと云ふ頭を持つて居る次第でありますと云ふ事を御答したのでありまして、最初より說を變ずるとか、或は換へるとか云ふやうなことは、一向私は考へて居りませぬ、斯の如く（「明瞭々々」と呼ふ者あり）米をどうすると云ふことは、主義政策としてよりも、唯々其の手を下し、どうかして物資の供給をしたいと云ふ考を以て、其時の變化に於て應急の途を講ずる事が、適當なる處置と心得て居ります（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 押川方義君。

〔押川方義君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○押川方義君 私は今日單に教育問題に就きまして總理大臣と文部大臣の御答辯を願ひたいのであります、文明國家を以て任じて居りまする所の邦國は、何れも此教育の事を極めて重大に考へて居りまする小中大の學校が適當なる聯絡を取りまして、統一をせられました教育が國民に施されて……

〔議長大岡育造君退席、副議長濱田國松君議長席に著く〕

○押川方義君 同時に又學校が、自ら働くことの出來る機能を具へると申しますることは、教育上に極めて大事なことでありますることは、諸君の皆御承知の事であります、又併ながら之を能く實施致しまする所の國家は、今日で申しましても、殆ど無い位面倒な問題でありますやうに考へます、今度文部省の計畫に依りますると、高等教育の擴張に就きまして、八年度以後七八年に亘りまして、我全國に三十有餘の新學令に基いた所の高等學校を增設せられますこと、それに就きまして當局者の最も心を用ゐましたること、又歷代の內閣が企てましても、教育界の改正も無かつた爲めでもございませうが、容易に斷行することの出來なかつた事件でありますのを、之を現內閣の當局者が斷行せられましたことは、英斷と稱するに足りませう、又其盡力は多謝すべき事であります、去りながら果して今日の日本の事情が文部省が、今計畫を致して居ります所の高等學校增設の事を以て、現狀に適したる所の施設でありませうか其盡力は甚だ宜しうございます、併しながら施設若し宜しきを得ませぬでございましたならば、國家を誤ること極めて重大なることゝ思ひます、今高等學校に於きまして、最近の調査に依りますると、一萬百八十七人の一年の志願者がありまして、漸く入學を許された所の者が二千百二十一人と云ふことが出て居ります、然れば五分の一の入學外ない所へ持つて來て、是非高等教育の增設を必要と考へられたことは、極めて御尤な事であります、併ながらそれと同時に國民教育の基礎となるべき初等教育の狀態を考へまするならば、更に必要な事がありはしますまいか、今日英米始め各文明列國に於ては、昨今故らに初等教育に非常に力を盡して居る、原內閣は人民の內閣である、人民の爲めの政府である、斯う自らも思うて居られまするし、又我が國民も多く之を希望して居るのであります、そこで今日政府か教育の施設を爲しまする一番の幕開は何であるかと申しますれば、高等學校增設であります、是は事情が許しますならば、それは國民が雙手を擧げて贊成を致しませう、結構であると申します事は言ふまでもないことであります、併ながら若しそれよりも尙ほ大切なものがあるにも拘らず、偏重偏輕の事を致しましたと申しまするならば、國民は失望致します、それで今日官立、公立、私立、其各小學校の數は二萬五千六百十三ある、其中の兒童が一年に就學を致して居りまする所の者は、七百六十五萬四千四十七人あります、其中卒業致しました者の數が、百二十一萬一千五百六十四人あります、其卒業者中から尋常小學校よりも、更に高等なる各種の學校へ入學致しました所の者の總數が、八十二萬七千九百四十二人あります、其中で入學致しませぬ所の者が、三十八萬三千六百二十二人あります、是は唯々尋常小學校を終りまして、どうなりましたか學業上に就ては蹤跡の分らぬ人であります、斯う云ふ事は、一國の教育を掌りまする所の文部省が無論知つて居りませう、知つて居りまするならば、此三十有餘萬、殆ど四十萬人の學生は、男女を併せまして此學生はどうなつたか、學業上に於ては分らぬ位であります、成程高等學校の教育も極めて大事であります、併ながら是は一年の志願者が一萬有餘人であります、一萬有餘人と四十萬人とは相較ぶることは出來ない、而して此教育を掌つて居る所の小學校の教員と申します者の數は十六萬六千六十二人あつて、其中に俸給の五十圓より百五圓まで取れる所の人は千三百十三人あります、それから十五圓より二十圓の俸給を取つて居る者は四萬五千二百六人あります、そこで教員の中で、是は正當の教員ではありませぬが、教授を致して居ります者の中に、五圓未滿の者が三千二十二人あります、それで去年の――七年三月十六日までの教員が受けて居りまする所の月俸は、平均二十圓十四錢七厘であります、去年議會が協贊を致しまして、一千萬圓の補助金を出しましたが爲めに、七年三月十七日以後は、教員の俸給の平均が二十四圓七十一錢一厘となりました、生徒の現狀と小學教員の狀態とは、唯今最近の統計で讀みました通りの狀態であります、是は文部省の能く御承知の所でございます、御承知の所でありまするが、今日小學校教員が二十四五圓の金を以て妻子を持ち、或は兄弟を持ち、兩親を持ち、一體生活が立つものであるか立つものでないかと云ふことは考へなければならぬ小學教員には隨分嚴格なる所の命令を施して、職務

に從事させて居ります、此小學校敎員には、日本全國の所謂小國民が預けてあるのでございます、是が十年か十五年致しまするならば、日本の國家を背負はなければならぬ所の、重大なる責任を有つて居る者であります、人民の爲めの政府――人民の政府とも言はるゝ所の現内閣が、此事を等閑になさる筈はない、然るにも拘らず高等學校には、承る所に依りますれば、御内帑金までも加へて殆ど四千萬圓の金を費す、我輩は決して不贊成ではない、結構でありまするが、事情がどうであります、其主義方針は縱しや宜いものとした所が、施設の方法を誤りましたならば、如何なる結果を爲します、第一小學校敎員の身の上に已れを當篏めて考へて見ますならば、兩親があり、妻子がある所の者、又其子供は自分が敎育して行かなければならぬ、其者が僅に二十二三圓の金を以て、此物價騰貴の時に、生活が安全に出來ると考へられますか如何です、今英國に於きましては、國家が小學校の爲に補助致しますること四割二分であります、百を槖と致しまするならば、四十二圓であります、佛國が國庫の補助を致して居りますることは、六割八分であります、獨逸が戰前まで小學校の補助を致して居りますることは、三割一分五厘であります、我が日本は從來は八百分の四十六であります、去年初めて一千萬圓の補助を爲すと云ふことになりまして、或は二割位の補助になるかも知れませぬ。

〔副議長濱田國松君議長席を退き議長大岡育造君著席〕

○押川方義君　然るに獨逸では、敎員の最低俸給と申しまするものが、八百馬克であります、最高俸給は四千九百馬克であります、日本の最高給は百五圓であります、東京の日本橋に於きましての一つの學校で、月俸百十五六圓拂つて居りまする敎員が一人ありますけれども、是は玆に數へましたる所の十六萬六千何人の中の、唯々一人の敎師であります、百圓以上――百十五圓受けて居る者は、小學校敎員の十六萬人以上の中に唯々一人であります、然るに亞米利加に於きましては、「ニウワルク」などでは、一人の小學敎員に三千五百弗拂つて居る、是は七千圓であります、此位日本と文明各國の敎員の待遇の違つて居りまする事を考へまするならば、敎育の結果に於て色々の缺陷を生ずる事は、是は言ふまでもない事でありませう、私は現内閣の諸公が思を敎育に致されて居りまする事は、政綱の中の一つにもありますが、非常に心を御用ゐになつて、日本全國の子弟の敎育に付きましては、心思を勞されることゝ吾輩は信じて居る、又之を希望して居ります、併ながら今日豫算案若くは追加案に出ましたる所などを承りまするト、さう云ふ形跡は少しも無くして、現場の儘で捨置いてあるやうであります、然れば此人民の爲めの政府は、小學敎員は二十四五圓を平均取らせ、一切の收入は無くして、妻子あらうとも、兩親あらうとも、朝から晩まで子弟の敎育が出來るものと、斯う思つて居なければならぬのであります、今日電車の車掌が、二三週間の修業を致しまして初めて雇込まれます、時に、月俸は三十圓取ります、（笑聲起る）實に是は吾輩は嚴肅な問題と思ふです國家の爲めに斯う云ふことを此儘で捨置きましては人民の爲めの政府と云ふことは何等の意味を成しますか、此間有力なる所の敎員が集まりまして、さうして國民思想歸嚮の統一と云ふことを非常な大事なことゝ言はれた、慥か政府に建議までせられたと承つて居りますが、一體人民思想の歸嚮を統一すると云ふことは、何の事でありますか、恐くは諸君の考は民本主義――「デモクラシー」と云ふ事が追々日本に這入つて來た、それ故に此「デモクラシー」の勢を防がなければならぬ、或は之を排斥しなければならぬ、それは日本の心得ある所の者は、上下心配をして居る、非常な心配をして居る、併ながら「デモクラシー」と申しまするものが、其樣な恐ろしいものでありまするならば「アリストクラシー」は安全なものでありますか、世界の歷史に於て「アリストクラシー」はどんな惡い事を致しましたか「デモクラシー」の惡い事を致すことを若しありとしますれば「アリストクラシー」の惡い事をしたことは更に大なるものであります「デモクラシー」は亞米利加で最も盛んであります、英吉利で最も盛んであります、決して文明と兩立しないものではありませぬ此「デモクラシー」を逆用致しますれば露西亞になりませう、或は獨逸が起りませうけれども「デモクラシー」を逆用して反擊をさせた所のものは「アリストクラシー」であります露西亞が倒れたのは「デモクラシー」が倒したと申しますけれども「デモクラシー」を招いたものは誰でありますか、獨逸も亦然りであります、佛蘭西と英吉利と亞米利加は非常の文明國だと申しまするが、是は一番「デモクラシー」の盛んな所であります（「何んだ質問の要旨は一と呼ふ者あり）それ故に日本が敎育の根本を定めまして、此小學校の敎員が、若し四五年の間子弟を敎育することの出來るやうに、殊に小學校の校長に、物を擧げ得られるだけの待遇を爲しまする途を開きまして、さうして十一二歳になりますまでに、完全なる精神敎育を施しましたならば、日本人の中に這入りまする民主主義であります、是れは實に大切なる所のものが現はれ來ると云ふことを信じて、疑が無い譯でありますまいか、今日は實に敎育上の危機であります、其危機と申しまするものは、小學敎員が成べく外に職業を求めつゝあるです、彼は精神が不安であります、神經質になります（笑聲起る）彼等は色々なる所の妄念を懷いて居ります、それは其筈であります、生活難が迫つて居るのであります、小學敎員も亦人であります（笑聲起る）諸君は斯う云ふ問題が可笑しいですか、さう云ふ大切な問題が可笑しいですか（「可笑しい」「謹聽々々」と呼ふ者あり）それ位の事では國家の事に付て非常に憂慮致します（「謹聽」と呼ふ者あり）非常に憂慮致します、敎育問題は日本全國に於て可笑しい問題ではないです（「ひや／＼」と呼ふ者あり）實に大切な問題であります、諸君が小學敎員になつて――已れの身を小學敎員に入れて見るならば分るです（「餘り冗長になるからだ」と呼ふ者あり）此小學敎員を安全なる位地に置きますることは、吾輩は現内閣諸公の最も重大なる問題と思ひまする、故に此私が申しましたる事は實に平凡な議論であります平々凡々であります併ながら此平々凡々な議論が、今日の敎育問題では實に大事な問題であります（「さう云ふ事は皆な知つて居るよ」と呼ふ者あり）知つて居る故に願くは之を實施して貰ひたい、どうか小學校の敎員を、もつと優遇するの途を開いて、彼等を安全にして、殊に校長が一つの學校に於て、十分なる敎育の擔任をし、得られるだけの、待遇を得る所の途を開く必要はありますまいか、此事に付て總理大臣と文部大臣が明確なる御答をなして下さることを願ひます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　原内閣總理大臣。

〔國務大臣原敬君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（原敬君）　唯今押川君の御質問に御答致しますが、小學敎員優遇のことに付きましては、先年議會の建議に依り、一千萬圓國庫より支出すると云ふことも成立致したのであります、是は一面には町村の負擔を減じ、一面には敎員の優遇をする、而して又是等の事を、現内閣の決して等閑に付して居るのではありませぬけれども、左樣な事があつたと云ふことは、國民の記憶に新たなる事で、決して之を等閑に扱つて居らぬと云ふことは、是等に依つても證明せられる、併ながら敎育に限りは致しませぬけれども、先づ敎育問題として、種々なる施設を要することあるのであります、之を一時に悉く實行することは、財政經濟の許さゞる所である、故に最も不足を感する、急に迫つて居ると云ふ事を、先づ實行致さなければならぬのであります、義務敎育も長い間實行致しました今日は學齡就學兒童は、殆ど百分の九十九に達した地方も多い位でありますが斯く就學致して義務敎育を終つた者が、固より悉く高等の敎育を受くる者ではありませぬから、先刻の御演說中にもありましたけれども、何十萬の人は多く小學だけで終るのであります、併ながら是より進んで中學に入り、中學を終つて更に高等の敎育を受けやうとすると、其機關が甚だ乏しいのであります、故に年々何萬の者が入學することが出來ないことに立至りました、是に於て高等の敎育機關を增設することが第一の急務なりと考へ、其他學科目に付て修正を加へ、種々なる事がありますが、更に如何に學制を改正を致しましても、高等敎育機關が不足では如何とも仕方がないのでありますから、之を今回企て增設する事に致したのであります、それに付ては高等學校と許り仰せでありましたが、左樣ではありませぬ、大學の擴張をする、分科大學を造る、高等學校は勿論の話、尙ほ各種高等實業學校、又專門學校是等の事を今回計畫致しまして、高等敎育機關の不足を感じないやうに致すのであります、併し是のみを以て、敎育方面の事足れりとするかと云ふと、無論足れりとは致しませぬが、先づ最も急を要するものを先きにしなければならぬと考へて、左樣に致したのであります、と申すのは、未だ議會に豫算も提出致してありませぬ、法律案も提出致してあ

りませぬ、遠からす法律案を提出致し、追加豫算を提出する積りでありますから、其時に於て十分なる御審査を仰ぎ、十分なる說明を致したいのでありますから、御答は是にて止めたいと思ひます。

○岩崎勳君　國務大臣の演說に對する質疑の通告者は、尙ほ十數名を殘してあるのであります、故に本日は此質疑を以て日程と共に之を延會し、明二十二日例刻より開會繼續せられんことを希望致します。

〔「贊成々々」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君發議の通り御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がないものと認めます仍て明日は定刻より此會を繼續致します、本日は是にて散會。

午後五時四十五分散會

○大正八年一月二十二日（水曜日）

午後一時十四分開議

議事日程　第三號

一　國務大臣の演說に對する質疑　（前會の續）

第一　會計檢査院法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案（政府提出）　第一讀會

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五　戰時利得稅法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第七　大正七年勅令第三百七十三號（承諾を求むる件）

第八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第九　穀類收用令（承諾を求むる件）

第十　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十一　家祿賞典祿處分に關する法律案（川原茂輔君外十六名提出）　第一讀會

第十二　沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案（川原茂輔君外十六名提出）　第一讀會

○議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一議員より提出せられたる議案左の如し

濃越鐵道速成に關する建議案

提出者　西田銳吉君　熊谷五右衛門君　柳原九兵衛君　横井藤四郞君　松井文太郞君

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

公娼制度の存廢に關する質問主意書

提出者　横山勝太郞君

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に之を掲載す〕

出征軍に對する感謝狀の件通牒

大正八年一月十日

陸軍大臣　田中義一

衆議院議長大岡育造殿

曩に貴院に於て決議相成候感謝の趣は早速出征部隊に傳達致置候處今般別紙の通謝辭轉達方來電有之候間此段及通牒候也

別紙

我軍將士に對し懇篤なる謝電を辱ふし感佩の至に堪へす茲に麾下一同を代表し深甚なる謝意を表す

浦鹽派遣軍司令官

貴族院及衆議院より當師團に對し深厚なる感謝の辭を辱ふし一同感激に堪へす益々奮勵以て其任を全ふせんことを期す

第三師團長

貴院か我軍の行動に關し多大なる讃辭と深厚なる謝意を寄せられたるは本職の光榮とする所なり

第七師團長

寒日々峻烈なりと雖部下將卒體軀强健志氣旺盛にして熱誠奉公の實を擧けつゝあり將來益々奮勵努力以て貴院の希望に副はんことを期す

第十二師團長

我か師團隷下部隊に對し貴院の決議に依る感謝の辭を忝ふしたるは將卒一同の感激措く能はさるところなり將來益々奮勵努力し國民の重倚に副はんことを期す

關東都督

關東都督隷下部隊將士に對して鄭重なる感謝狀を辱ふし感激に堪へす茲に深甚なる謝意を表す

（去十二月三十日著電）

衆議院の鄭重なる決議に接し感銘の至に堪へす茲に麾下一同を代表し深厚なる謝意を表す右可然御披露を請ふ

第一特務艦隊司令官　千坂智次郎

大岡衆議院議長閣下

（本月二日著電）

再ひ衆議院の決議されたる鄭重なる感謝に對し麾下一同を代表し謹んて深厚なる謝意を表す然る可く御披露を乞ふ

第二特務艦隊司令官

大岡衆議院議長閣下

（去十二月二十九日著電）

衆議院の鄭重なる決議に對し麾下一同を代表し深厚なる謝意を表す、尙ほ益々奮勵興學に副はん事を期す右然る可く御披露を乞ふ

黒井第三艦隊司令長官

大岡衆議院議長閣下

（去十二月二十九日著電）

出征艦隊に對する貴院の深厚なる決議を傳承して感激に堪えす乘員一同を代表して茲に感謝の意を表す

淺間艦長　古川　弘

大岡衆議院議長閣下

○議長（大岡育造君）　會議を開きます、左の議員より請暇の申出があります、病氣に付昨二十一日より向ふ二週間大谷髙寬君、病氣に付昨二十一日より向ふ二週間鈴木久次郎君、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ許可致します國務大臣の演說に對する質疑、望月小太郎君。

〔望月小太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○望月小太郎君　本員は外交問題に關しまして、今一層徹底的に了解致したい爲めに茲に說明を求めます、實は政黨內閣の成功を衷心より祝福する一人と致しまして、本員は此政黨內閣の外務大臣たる者は定めて國民の前に、赤裸々に外交上に關して、十分なる御說明があることゝ斯樣に期待致して居りましたるに拘らず、昨日外務大臣の外交方針に關する御演說を承りますれば、遺憾ながら忌憚なく之を評しますれば、恰も小學生徒の卒業論文に對するやうな遺憾を感じました、殊に此重大なる世界改造の時局に當て、政黨內閣の外務大臣としては、如何にも徹底せざる所の御演說と斯樣に存じまして、茲に說明を願ふ次第であります、勿論寺內前內閣惡政百出の後を繼承せられたる現內閣が、外交上多難の地位に立たれて居ると云ふことは、本員も想像に難くないのであります、且又成立後僅に三四箇月の其外交上の徑路に向つて、餘り多くを求め、又餘り多くを咎めることは無理でございませうから、此點は本員外務大臣に滿腹の同情を持つて、此際外交上の經過事實、及び世界が注目致して居りまする日本國の平和に對する所の條件に關しまして、聊か茲に本員の質疑を提出致しまして、明細なる御說明を煩します先づ冒頭第一に申上ぐべき事は、現內閣の首班たる原總理大臣が、內閣組織と共に屢々聲明せられたる民意尊重、並に殊に總理大臣が、其在朝の時と在野の時に從つて、意見を二三にするものに非ずと云ふことを、盛んに聲明なされましたる此一事は、總理に對して本員敬意を表します、殊に此總理大臣が、識見の一貫を尙ばれる其自信力と、言責を重んぜられる其德義心とに至つては、外交問題に關聯して、本員は更に一層無限の感慨を懷くものであります、即ち現首相は其在野の當時、日獨開戰の初に當つては頻りに外交の事憂慮に堪へずと仰せられ而して其憂慮の目的たりし所の獨逸の戰敗に依つて、原內閣の時に至りますると、同君在野當時憂慮病の心配は茲に、全く一場の夢物語と消え去つたことは、首相識見の變遷、及其言質の如何は兎も角も、國家の爲めには御同慶の次第である（「のろ〳〵」「見當違ひ」と呼ふ者あり拍手起る）而して此獨逸の敗北に依つて、世界の外交には恰も天地の一新致した如き大變動を生じまして、凡そ從來の祕密陰險なる政策は總て一掃せられ、信義と率直とを以て、國際間の標目と爲しつゝあることは、本員の多言を俟たず、當局者も御同感であらうと信じます、此新しき外交の精神たる信義と率直とが、即ち本員質疑の出發點にして、各國國民が此信義率直に向つて銘々各々其國民的希望を世界に高唱しつゝあります今日、願くは帝

國政府は、一面益々此信義を世界に披瀝する手段を執られると共に、他面には事苟も執つて以て正義と信ずる所の其意見は、率直に之を世界の正義心に愬るやう、先づ豫め我國民をして、其外交の經過事實及び政府の所見を周知せしむるやう、常に國民的後援を背景とせられて、初めて此盛大なる世界平和會議に臨み得られやうと斯樣に信ずるのであります、隨て當局外務大臣は、今までの彼の陰欝なる霞ケ關の鐵條門を撤廢せられて、茲に本員の伺はんとする所の事實問題に付て、與々も詳細且つ懇切なる御說明を願ひます、本員質疑の要點は之を三項に別ちまして、逐次申述べます、第一は對支政策であります過去數年間日支兩國の關係は、遺憾ながら一言にして之を評すれば、唯々是れ不信と猜疑の記念物のみと申上げて宜しい、而して此不信猜疑の原因に對しては、現外務大臣の如きも、確に其種蒔きの一人でありしと云ふ事實は、民國第一年の時に於て、現外務大臣は、其當時將に滅びんとする愛親覺羅氏の勢力を過大視なされ、南方に起つた所の革命の氣運に逆行せられたことは、今尚ほ御記憶に新たなる所と信じます、（拍手起る）去りながら本員は敢て過去を申しませぬ、今日は吾々日本國民は、官民一致して支那に對する此不信猜疑の原因を除却すると云ふことに付て、所謂擧國一致の實を擧げたいのである、此點に對しますれば、現内閣は其就職と共に、寺内前内閣の對支政策を一擲せられたことは、誠に結構である、而して其手段として、外務大臣は第一に祕密政策の拋棄、第二には支那借款の打切、第三には支那に對し南北妥協の勸告、斯る事を聲明せられ、又行動されつゝござる、此三點は誠に主義として、本員贊成に躊躇致しませぬ、去りながら唯々其鑿のみ大きくして、事實之に伴はずんば、數年來痼疾となつた所の支那人の猜疑と不信とは、如何にして之を一掃し得られませうか、是が即ち本員が具體的に茲に當局の說明を望む所の要點でありますが、第一に現内閣は、支那に對する隱密政策を拋棄すと言はれた以上、茲に伺ひたいのは、前寺内内閣當時に於て締結せられたる軍事協約なるものが、今日も尚ほ日支の間に儼存せられ、而して此軍事協約の爲めに日本は痛くない所の腹を疑はれ、世界萬國よりして支那に對して、何物か野心あるかの如き不信猜疑の原因を殘してあると云ふことは、細かく申すまでもない次第あるが、既に隱密政策を拋棄せられたる現内閣は、此軍事協約、即ち日獨戰爭に對し、日支協同すると云ふ其戰爭の目的の濟んだ今日に於ては、之を公開致して、日本の誠意を支那及諸國に表明すると云ふことは、極めて適當の時機と信じますが、之に對して外務大臣は如何に御感じになるか、是が一箇條、次には借款問題に付て卑見を申述べて御說明を煩したい、成程寺内前内閣が、經濟及政治に亘つて、支那に對して無慮十數種の借款、其細目は追て豫算委員會に讓りますが、要するに、是等の借款は今日に至るまで、其契約全部の内容の隱密に附せられて居るが爲めに、是亦重大なる猜疑不信の原因となつて居ります、此借款の内容を現内閣は其對支政策を刷新せらるゝ上に於ては、どうしても之を公示することが、極めて適當と思ふのみならず、公示することが、民意を尊重せらるゝ所の現内閣の責任であると、本員は斷言する事實がある、（拍手起る）何となれば原總理大臣を始め、其當時に於て吾々御同樣が、四十議會に於て通過致したる、彼の興業債券の如きは、即ち日本國民が支那に對する借款の元利保障を御同樣が背負つて居る、而も前内閣は此興業債券の中から、滿洲に對し山東に對する鐵道の前渡金を支拂ひ、進んでは國庫の預金部中より參戰借款の一部、並に交通銀行に其金を貸付て居られまする、斯る次第であるが爲めに、此借款全部の内容を國民の前に披瀝すると云ふことは、即ち政黨内閣としては、誠に現内閣の御責任であると云ふ論據であります、茲に附加へて申したい事は、參戰借款の一條である、抑も參戰借款の目的たる日獨戰爭は一段落となりまして、參戰借款なるものは、今日は事實不用になつて來たのである、幸ひ支那人の名に於てこそ預けてありますものゝ、其金高の中一千六百萬圓は、尚ほ我國に保留して居られますから、茲に私は當局に伺ひたいのである、既に參戰借款其物の目的の消えた以上、我帝國政府は、何故に支那政府に向つて、此日本に預け殘つて居る金を返さしてしまひ、而して支那が事實上西伯利に出兵して居る數は唯今やつと二千でございませうから、此軍費に實際缺乏して居ると云ふことならばそれは改めて日本が其目的に限定して之を貸付ける、斯樣に致したならば、支那の疑を解く上に於て多大の便宜はなからうか、何ぜと申せば我國に於てこそ參戰借款と言はれますが、今日支那では、彼の寺内前内閣の授けたる段祺瑞が中心となつて、此參戰借款は國防借款と名づけ、段祺瑞自身が其督軍の總官となつて、而かも彼の部下の徐樹錚、及、靳雲鵬の二人は此參戰借款と申した其財源よりして新たに師團を作り、而も北京附近即ち北方の中堅となるべき此方面に於て、是には我が將校も參加致して、茲に新しき陸軍を作つて居ります、事實がある、故に現内閣が對支借款打切を聲明せられた後の去る十二月に於ても、此參戰借款の中から三百七十萬圓支那は引出して、之を以て師團養成の費用に充て、又近き目前に於て、尚ほ三百萬圓を要求して來る、所の事實を本員は信ずべき理由があります、斯う云ふ事になりましたならば折角御同樣が寺内内閣の對支政策は、日支親善を害するものであると言うて之を打切つて、南北妥協を勸めて見ましたところが、南方から見ますれば、現原内閣は事實上に於いて、矢張寺内内閣の援北主義即ち北方軍閥派を援けるものではないかと云ふ嫌疑を諸君の内閣の上に竄らせ、而して我等國民が又其の疑惑の仲間入をしなければならぬと云ふ、（拍手起る）此の事に付いて、是亦當局は如何に御處置なさらうと云ふ御考であるか、其の御意見を御說明願ひたいのでありまする、第三は妥協勸告の事でござりまするが、誠に其の目的は結構でありまする、去りながら、此の妥協勸告の結果、及經過に對して、昨日來總理大臣及外務大臣は、頗る之を樂觀せられて居りまするが、本員聊か所見を異に致すを以て、茲に更に御說明を煩したい元々南北の妥協とは、南北を融和させて上海に集めさせ、之に依つて以て、支那中央統一政府を作らしめやうと云ふ御譜策でありまして、其目的は結構であります、即ち此目的の爲に御勸告をなされましただけでありませうが、唯々御座なく位の勸告にては、此目的は中々達せられぬと本員は思ふのである、と申すことは抑も南北の爭は、申すまでもなく北方軍閥主義と南方民本主義の爭にて、而かも其北方軍閥主義の中堅は、實に各省督軍の有つて居る所の其兵力である、故に我國は南北妥協の勸告と共に、一歩進んで此支那改造の大根本たるべき督軍の兵力を、中央政府に集中せしむること、恰も德川將軍をして政權を奉還せしめたるが如く、各省の督軍に向つて、我國は率直に自己の意見を披瀝致し、而して英吉利、亞米利加、佛蘭西、伊太利等と共に督軍の兵力を中央に集めさせ、斯く南北をして丸腰にしてこそ、初めて此統一の目的に達せられやうと信ずるのであります、現に最近南北が上海に於て妥協せんとする此時に乘じて、北方十一人の總大將たる所の朱啓鈐氏は、現在徐總督に向つて、北方軍閥派の勢力を削除するが如き意見を爲一南方が提出する場合には、妥協の同意出來ぬぞと云ふことの示威運動をして居ること、是亦外務大臣御承知の筈である、故に本員は、我國が支那に對して一點の野心なく、誠心誠意、總理大臣の言はれる如く、此鄰邦を飽まで我等同樣に導いて行くと云ふ此至誠を披瀝する上に於ては、願くは帝國政府は更に此勸告に一歩を進めて、本員の申したる此各省督軍の兵力を中央に集める點に付て、今少し活動的の御行動あらんことを希望致しますが、此點に付ての御意見を承りたい、第四は斯の如く日支間に横つて居りまする不信猜疑の原因を除却するに於て、殊に總理大臣及外務大臣の深き御考慮を煩したき事は、寺内伯後藤男を外交調査會に推薦せられたる其影響である、申すまでもなく寺内後藤二君が、最近に於ける日支不親善の國惡の種蒔人たることは多言を要せぬ（拍手起る）而して此二君の誤つたる政策を改める所の此内閣が、而も國家最高の外交監督機關とも申すべき此外交調査會——茲に一言附加へて申述べたい事は現内閣大臣中には、外交調査會を以て、一の諮問機關と心得て居られると云ふ御方があると云ふことであるが、是は大なる誤りと本員は信ずる御詔勅に　朕時局の重大に鑑み　朕か側近に外交調査會を設け以て應機啓沃の任に當らしむ、此應機啓沃、とは即ち機會のあらん毎、事件の起る毎に、陛下に對し奉つて啓沃の任を完うするの機關が、此外交調査會である、而して啓沃とは汝の心を啓いて　朕の心に沃げよ、であるところの此重大なる國家最高の外交機關に向つて、而も日支不親善の其根本人たるもの、申さば其元兇とも謂ふべき寺内後藤の二君を此中に入れたと云ふに至つては、假令支那に向つて、前内閣の對支政策を一擲すると如何に現内閣が聲明なされても、支那共者から見れば、現内閣も依然前内閣の其衣鉢を相續するものではなからうかと云ふ疑を持たざるを得ないのである、（拍手起る）故に此兩君の處置に付て、外務大臣は少くとも如何に之を御感じになるか、此點に付ての御意見を

承りたい、第二項は露國の救濟及西伯利問題であります、露國の現狀が殆ど亂麻の如く、而も穩健忠實なる其國民が、彼の虎狼の如き過激派の爲めに、生命財産までに危害を受けつゝあるは、如何にも同情に堪へぬ次第である、隨て與國の露國救濟の熱情は彼の獨逸を救ひ墺地利匈牙利を救ふ、其救濟の熱情より一段高くあるべき筈なるに拘らず、本員は疑ふ露國の實際勢力に關する與國間には、其意見の一致する所がありまするが、獨り此一致したる與國間の意見が、我が外務大臣の心理狀態に向つては、何となく與國から見ますれば、共鳴せざるやの疑を懷いては居らぬかと云ふことである、抑も英吉利は當初よりして、過激派に對して、絶對的反對の態度を執つたことは御承知の通り、又米國も後れたりとは云へ、昨年七月「チェック、スロバック」族援助の爲めに出兵を致して、玆に斷然露國過激派に對して、絶對的反抗の地位を執つてることも御承知の通り、進んでは最近十二月二十九日に於て、佛國議會に佛國の外務大臣「ピション」氏は、聯合國の意見とも認むべきことを聲明せられて居る、彼は曰く——聯合國——に御注意を願ひたい、敢て佛國と云はず、聯合國——即ち聯合國は過激派に反對して、露西亞の健全分子を保全せんとするものなり云々、如何なる人も余に向つて、此過激派と絶縁すべきことを勸告せざるものなし、故に露國の秩序恢復の爲めに列國——敢て佛國と云はず、列國に於て干渉することは已むを得ざるなり云々、此佛蘭西外務大臣の意見は、而も佛蘭西の外交政策に關する、其信任決議の議案の現れたる其議席に於て説明せられたることで、之を唯今申した其聯合國と云ひ、列國と云ふ此文字から見ましても、單に佛國外務大臣一人の意見でないと云ふことは、斷言して憚らないと思ひます、況や前段申述べたる英國及米國の對過激派態度を見ましたならば、即ち與國間の意見は此に於て一致して居るものであると、斯樣に本員は推察するのであります、然るに我外務大臣の露國過激派に對する所の觀察は、此英、佛、米の共感情と、玆に現時尚ほ西伯利に苦寒積雪と鬪ひ、困苦缺乏と戰つゝある我出征軍の熱烈なる過激派掃蕩の共感情と、此外務大臣の感情とは確に其處に冷熱の差を異にして居ると云ふ疑を本員は抱くのである、此疑に對しては本員は相當の理由及事實がありますから、之を外務大臣に申述べて見たい、昨年三月下旬現外務大臣が、露國駐箚大使となつた時、倉皇として露都を引揚げられた際、哈爾賓に於て、釜山に於て、内田君は——我大新聞と謂ふべき時事、朝日、國民、此諸新聞の三月二十一日より三日に亘る記事を御參考に供します、此新聞に向つて盛んに過激派の首領「レニン」「トロツキー」氏の人物を稱揚せられ、且つ曰く、露國の過激派は日本に向つて同情を有するものである、而も此當時に於て、其處の四番目に列席せられて居る加藤海軍大臣の如きも、列國と協定の結果、浦鹽に我軍艦を派遣せられたる、其軍艦の派遣に對しても、内田君は此場合に一種の非議を申述べられて居りました、且つ又其當時より列國間に西伯利出兵の議の將に熟せんとする、其西伯利出兵問題に對しても、當時の露國大使内田君は斯樣に言つて居られる、曰く獨逸の勢力の東漸はあり得べしと思はざると共に、列國派遣の西伯利出兵談には、自ら不賛成の意を洩されたのである、更に進んで日本の新聞が過激派攻撃の事を愼しむべく、又最後に斯樣に言はれた、即ち過激派は曲りなりにも露國の實際勢力を掌握して居る以上は、之を承認することも、相當に認めてやらなければならぬ、斯樣に内田君は圓滿なる言葉を以て、過激派の爲めに太鼓を叩かれたと云ふことは當時中外を驚かした所の事實である（拍手起る）加之去る七月内田君は時の外務大臣後藤男に向つて、自分が露國に歸任するに付ては、現在せる所の露國過激派の勢力は之を默認して、而して日本の領事を各方面に出しては如何であるか、それを政府が容れない曉は——即ち過激派を默認すると云ふ態度を日本政府が執らざる以上は、自分は歸任が出來ないとして御辭職なさつたのである、斯う云ふ事實がある是が即ち本員疑惑の存する所であります、諸君我内田外相の此過激派に同情らしき此態度、及其言質、遡つては諸君の御記憶の如く、寺内前總理大臣は、日獨同盟の説さへも誤つたにしても之を述べて居る更に遡つては夢とこそ消えたれ、原現總理大臣の憂慮病、之を思ひ彼を較べて、聯合與國の其心理狀態に影響に影響する、我國家露國過激派に對する感想は果して如何に映りませう（拍手起る）現に昨日も外務大臣は露國の復活に對して、應分の盡力を提供する覺悟であると云ふことを仰せられた、洵に結構な事である、併しながら露國を復活する爲めに應分の盡力をするとするには、先づ第一に過激派に對して、徹底的の方策を講ずるに非らざれば出來ない事である、然るに右申しました如く、外務大臣の對過激派の觀察が生温いことであつたならば、此目的は唯々言葉のみにして事實に行はれない、故に右の如く本員の推察が若し誤れりとして居るならば、誠に國家の慶福である、又内田外務大臣を初め現内閣が露國の過激派に對して徹底的政見があると云ふことであるならば、外務大臣の技倆發揮の場合は、斯る好機會は再びありませぬぞと云ふことを申し述べる（拍手起る）宜しく國民の前に、帝國政府は此過激派に對して、斯樣々々の徹底的の意見を以て、聯合與國と協調を保つて居ると云ふ其經過及實際の有樣を、吾々國民に説明して戴きたいのである、第二は西伯利亞の鐵道問題でありますが、昨年七月十日米國の提議に應じて、我國が浦鹽に出兵を致して、引續いて我國は自發的行動とも見るべき第二の兵力を出しました、遂に西伯利鐵道全線に亘つて出兵を致した、其數は實に七萬三千五百人である、然るに英吉利、亞米利加、伊太利は、三國合しても僅に一萬と少しである、本來英、米、伊の三國が、當時西方戰場に於て一兵だも猶ほ割くことの出來ない場合に此兵力を極東に分遣致したことは、確に前内閣拙惡の外交の結果でありますが、去りながら此我出征軍の爲めに、現在に於ても「イルクック」以東の治安なるものは、我が出征軍の手に依つて維持せられて居らるゝことは、當局も御承認なさつて居る事實である、所で此西伯利全鐵道中、「イルクック」からして、浦鹽に至るまでの此鐵道線路中には、我歷史的の接壤地とも申すべき、重大の關係ある所の東清鐵道があります、而して此東清鐵道の運轉開通の其管理權の事に付て、昨日確か西村君の御尋に對して、外務大臣は與國間に問題協議の進行中であるから、答辯することが出來ないと、斯樣に言はれて居るが本員は外務大臣に改めて御尋する、確に與國間の中には、形式に於てこそ未だ調印未了であると云ふも實質は殆ど最早一種の了解を得て居るやうに信ずべき理由があります、而して其一致の意見とは何事かと云へば、當初米國は西伯利鐵道即ち東清鐵道をも入れて、悉く彼の手に於て、是が開通運轉の管理權を要求致した、然るに我國は之に向つて、抑々東清鐵道は曾て前々内閣の時に於て、其鐵道一部を日本に向つて讓渡の談判も進んで居り、且又東亞の接壤地と致し、且は治安維持の要點と致して、此東清鐵道だけの開通運轉は之を、日本に一任あつて欲しいと、斯樣に一旦は提議せられましたものゝ、遂に最近に於て、之を聯合管理の名の下に、外國人を技師長と致して、東清鐵道全部の運轉交通の其全權迄も之を外國に委任する、即ち我が一旦提供したる所の其條件を、撤回したと云ふ事に本員は信ずるのである、若し本員の疑が事實でなかつたならば、誠に結構である、去りながら本員が此問題が進行中であると云ふ其外務大臣の言葉を信頼致して、進行中であれば、吾々國民の代表者たるものが、此場合に於てこそ、少なくとも國民中の意見を此公開の席上に申述べて、與國の參考に供し、且は當局者の後援になりたいのである、（拍手起る）此誠意は十分に御同感を願ひたい、今例へば米國に向つて彼の米國の南の下「カリフオルニア」州の鐵道、若くは墨西哥に臨む所の「エルバサ」の鐵道を若しも他國が是れの開通運轉の管理を望むと云ふ場合に至つて、米國人が如何に思ふかと云ふことゝ同樣に、我等は此思出深き所の東清鐵道に對して、友愛親密日に益々其度を加へる所の假令米國と雖も、此鐵道の技術上の名ですらも、之を日本以外の手に委ねると云ふことは、誠に本員としては堪へ難いやうに感ずるのであります、（拍手起る）何となれば前段申した列國と較べて見れば、六七倍の努力と犧牲とを提供しつゝある日本、且つ出征軍費を見ましても、大藏大臣御承知の如く、今年一月までに一億萬圓、此暮までに一億八千萬圓、約三億の金を費して、而かも露國の復活するまで、東亞の治安が確實に維持せらるゝまで、向ふ何時まで我出征軍を此西伯利方面に置かなければならぬ、其東清鐵道に向つて、唯々日本が此開通運轉の權利丈を日本の手に一任して下されと云ふことを固執するに於て、如何にして日本の信義を列國に疑はれませう、別けても玆に御記憶を願ひたい事は東清鐵道なるものは、今より二十二年前、李鴻章氏が「ウヰツテ」氏と共に露清共辨の名の下に、即ち今日の所謂列國共同管理の美名の下に、露國の爲めに致された鐵道である、日露戰爭に於て、長春以南は我手に歸したものゝ、日獨戰爭の起らざる前、又露國の崩壞せざる前、露國は此東清鐵道、即ち北滿洲の中腹を横切つて居る約一千哩の此鐵道を管理す

ろは勿論、更に烏蘇里線の五百九十四哩、總計一千六百七十五哩は、此東清鐵道が事實上管理して居つたのである、而して此東清鐵道は、單純なる鐵道營業の外、殊に外務大臣は御熟知でありませうが、鐵道附屬地の行政、裁判、警察、通信、軍事の全權を有して居らるゝ、故に其鐵道線内には技術部、行政部、法律顧問部、陸軍部、電信課、工廠部、船舶部新聞社、學校、病院、斯う云ふ風の大組織の規模を持つて居る、即ち名は東清鐵道會社と申しながら、實は堂々たる北滿洲政府であると云ふ事實である、故に鐵道の收入だけで其行政費に足りないが爲めに守備兵の爲めに一千萬留、民政の爲めに二三千萬留づつを露國大藏省から支拂はれて、さうして此經費を維持した所の此重大なる東清鐵道、然るに此東清鐵道を他の西伯利鐵道と一律一體に列國委員の共同管理に一任し、外國人をして之が技師長と云ふ名の下に於て、我等國民が其東清鐵道の運轉開通の其下に使役せらるゝが如きことは、何としても本員は、日本國民と致して、我努力に對して、今少し徹底的に當局大臣が、我國の誠意、即ち日本は何物たりとも露國に向つて望む所はない、唯々露國の復活、東亞秩序の維持、それが爲めに日本が現在日本の勢力の中樞地たる所の此東清鐵道の管理だけは、日本に全任せよと云ふことを、何とて固執して戰かないかと云ふことを伺ひたいのである、(拍手起る)成程車輛其他の鐵道材料に至つては、米國及英國から之を提供せられて居ります、去りながら平和の今日に至つて、是等の諸材料を與國たる日本の手に賣買受授し、若くは露國の復活するまで、共同管理の支辨の名の下に移さすと云ふ、是等の處理たる誠に容易しい事である、唯々恐るべきは列國管理の美名の下に此北滿洲政府の實際の權力が果して誰の手に移るかと云ふことは、本員聊か杞憂でありませうか知れませぬが、當局に向つて露骨に國民の聲として訴へたいのである、(拍手起る)凡そ據る所久しければ勢ひ之に伴ふ、先年米國は滿洲に何の據る所なくして乍ら、尚且突如として滿洲鐵道中立問題を提議せられたことは、今尚御同樣の記憶に新たなる所である、今夫れ列國の六七倍の努力を拂つて居る此日本、而も歴史的揺籃地、其國防第一の要點とも謂ふべき此東清鐵道を、日本が露國復活まで之を開通運轉致すと云ふことを固執するに於て、何が遠慮することがありませう(「ひやひや」と呼ぶ者あり)否、若し與國中此努力、此苦心に對して尚且つ日本を疑うて、此東清鐵道開通の權利も列國委員に任せると云ふ者があつたならば、それこそ其國は却つて日本に向つて、不公平を强ゆるものではございますまいか、(拍手起る)且又東清鐵道は前段申した如く、露清の主權利益の存在する所である、而して時局以來支那の東清總辨も又復職されて居る今日、日本外務大臣は與國と協議と云ふ上に於ては、必ずや支那の主權及利益を擁護する覺悟を以て、御交渉なすつて居られませう、是等日支共に打つて一團となつて其主張を固執する上に於ては、與國は必ず最後の考慮を與へやうと思ひます、之に付て承る所に依れば、米國政府は公文書を以て、日本の東清鐵道に於ける所の地位には、深く考慮を拂ふと云ふことが、我政府に提出しあるやに信ずべき理由がある、此米國の公文書中には、果して東清鐵道開通運轉の一切に關しては米國は一言も申しますまい、即ち假りに米國人が聯合管理の下に於いて全技師長となつても、事實上東清鐵道丈は日本に一任すると云ふ、斯樣な意味が明晰分明に其の公文書中にあるや否や、此の點は切に本員の誤解として、姑く國家の爲めに詳細なる説明を外務大臣に煩したい所以である、最後即ち第三項は講和會議に對する我特殊の要求條件であります、此點に關して昨日總理大臣は同僚の質問に答へて、講和の方針は之れを發表し能はざるものあり、今之れを發表するは國家の不利益なり、斯樣に仰せられた、一應御尤でありますが、方針は倍措いて條項の主なる位のものを發表することは、私は國家の爲めに却て有益と信じまする、之れには外交上の根據がありまする、總理大臣は御記憶あられませぬかは存じませぬが、抑も我が政府は、大正六年一月十日聯合與國間に於いて、佛國を經て講和條件の基礎ともなるべきものを、米國大統領に提出してある、而して此事は、本野前外務大臣が政府を代表して、國民の前に公然披瀝してある、即ち聯合與國は唯今申しました、此大正六年一月十日に講和條件五箇條を基礎として、是が米國大統領の十四箇條の條件となり又同盟英吉利の總理大臣「ロイドジョージ」氏は大正七年一月五日兵力補充問題協議會に於て、是れ亦十五箇條の講和條件の基礎たるべきものを發表されて居ります、其他の伊太利にしましても、秘密條約の其内容まで打開けて、彼の秘密條約以外の「トリエスト」及「トリッニー」地域以外に「アドリヤチック」海の沿岸に於ける伊太利民族の住んで居る其土地は、之を悉く伊太利に併合したいと云ふことを要求しつゝあると云ふことも、是亦明白に唱導して居る、又佛蘭西は五十年前の「アルサス、ローレン」の恢復を首めとし、有ゆる條件を提供して居ります、然るに此總理大臣が我希望すべき平和條件の方針等も之を茲に説明するは、國家の不利益であると云ふ言葉は、私の誤解であることを切に希望する、之に付て總理大臣は姑く措いて外務大臣の御意見を伺ひたい、外務大臣は昨日我講和條件に提出すべき一箇條として、膠州灣還付のことを聲明せられた、誠に結構な事である、併し此外日本の提供すべき條件に付ては何事も言はれませぬが、少なくとも南洋に於て、我國の占領したもの、彼の獨逸群島を日本に所有すべきものであると云ふやうな條件は、如何に御人好しの外務大臣と雖も、必ずや御腹案中にあらう、斯樣に私は確信する、而して私の伺ひたいのは、即ち此二條件だけで吾々國民が滿足を來すや否やと云ふことは、茲に外務大臣に向つて御考慮を願ひたいのである、我々國民側から見ますれば、少くとも尚ほ更に二箇條の條件を提出致して差支ないやうに思ふのである、其一は露國救濟地域の協定と云ふことである簡明に申せば、日本の武力を以て全露國を救濟することは、到底不可能であるが、前段申した如く、我出兵軍が居るを幸ひ「イルクーツク」以東の秩序は、全く日本の手に依つて維持されて居りますが故に、此露國救濟をする爲めに日本は與國間に向つて「イルクーツク」以西歐羅巴露領に至る間は、英吉利、佛蘭西、伊太利、亞米利加、是が救濟の主導者となり「イルクーツク」以東、即ち極東全土に於ける、露領の救濟は、日本が是が主導者となると云ふことの地域の協定を、平和會議に提供して戴きたいのである、此事は現在唯今我が出征軍が事實やつて居ることである、況や現内閣が聲明した如く、日本は露國に對し領土的其他政治的野心が無いと云ふ明白なる心事でありますから、此地域の協定を致したならば、初めて日本の資産家及其他の人人が、露國救濟に全力を盡す所の地域が分明して始めて方針が定まるのである、最近外務大臣及高橋大藏大臣を首め其他西伯利救濟委員の人々が、東亞「シンジゲート」即ち露國救濟の爲めに全國の資本家を集められましたが、御記憶でありませうが、是に露國に貸付けた所の總て實業家から出した金は、約二億に達して居ります、其金の匡濟方法も今日未決定の今日、世界の六大陸其全部に渉つての露國救濟と云つて見た所が、如何に外務大臣が七轉八倒に依苦心なすつても、此地域が確定しない間は、露國救濟の目的は恐らく達しますまい、之に由つて此一箇條を平和會議に率直に提議せられて如何であると云ふことを、本員茲に本員の意見を申述べて御高見を伺ひたいのである、第二には世界に於ける我國民間待遇の平等と云ふことを、平和會議に提出したいのである、抑々今回の戰爭終局の目的は、個人と個人との間に於ける平等主義を擴張して、之を國際間に實行しやうと云ふ其目的を遂行する、是が即ち平和會議の大目的である、言ひ換へれば國際的「デモクラシー」である(拍手起る)此國際的「デモクラシー」を出發點として、茲に各國の意見が表れて所謂國際聯盟となり、海洋の自由となり、軍備制限となり、小弱國の救濟となり、進んでは民族自決主義と云ふ、斯う云ふことが生れつゝあつて、是が悉く來るべき平和會議の討議問題であります、而して我國の戰爭の初めより此國際的「デモクラシー」主義を各國民間に向つて平等に打立てると云ふ其平和の大根本目的に向ひ、海に陸に最大の努力を爲して、何事も一點野心が無いと云ふことは列國の外務大臣は勿論、當時參謀次長たりし現陸軍大臣、及び海軍大臣の各方面と共に我國民が――海に陸に多大の努力を貢獻して居ることは、列國に於ても之を承認し、且又先般宮殿下御巡歴の時に於ても、各國が共に此事に向つて讃辭を提出して居る次第であるから我國は此國際的「デモクラシー」の實際的解決方法として、我國民が海外に於ける其平等的待遇を求むると云ふことは、彼の高遠なる理想を世界に唱導致して居る米國「ウヰルソン」大統領の意見と一致致して此以上の好題目はなく、又是を提出するは極めて適當なる要求であると信ずるのである(拍手起る)即ち先づ第一に同盟國たる英國の屬領地に向つては、我移民制限の緩和法を求むるが如き、更に進んでは過去十年間日米間に存在する彼の紳士協約をば、日本は忠實に之を斷行致して、嘗て一度も此紳士協約に背くやうな行動は少しも執らないが、併ながら事

米利加の國民中には、偷ほ此事の分らぬと云ふが如き不平等なる此待遇法は、殊に米國に向つて之を撤廢するやう、公然平和會議に御提出になつては如何である（拍手）最後に御尋致したきことは、國際聯盟に關する政府の意見であります、外務大臣は、昨日講和條件中、國際聯盟、海洋自由等の大問題に付ては、政府はまだ何等一定の意見がない故に、各國の形勢に應じて、是が贊否を決しやうと云ふやに、本員は誤解であるか知りませぬが承つて居る、是は誠に怪しからぬ御言葉と存じます、今日は米國の「ウヰルソン」氏は申すに及ばず、英國の「ロイドジヨージ」氏に佛の「クレマンソー」氏に又伊太利の「ソンニー」氏でも、皆な悉く國際聯盟と云ふことは、世界平和永久の大計と致して、是非共之を成就致したい、進んでは其提案さへも各國に於ては之を攻究致して居る所の今日に當つて、而も此世界の大改造の主人公たる五人の英吉利、佛蘭西、亞米利加、伊太利、日本、其吾々の友人たる他の四主人公は、公然此意見を發表するに當つて、其五人の主人公の一人たる帝國政府は、國際聯盟に關する可否の意見すらをも言はぬと云ふことは、諸君何たる遺憾の事でありましよう（拍手）此點に付ては特に私は當局の御注意を煩したい、苟も國際聯盟問題さへ解決すれば、其他の海洋の自由、軍備制限、小弱國救濟、民族自決、是等の問題は、刀を迎へずして直ちに解決し得らるべき問題である、然るに我外務大臣が他國の鼻息を窺うて、我態度を決めやうと云ふ此外務大臣の識見の脆弱なると云ふよりは、寧ろ現内閣は此點に向つて、政府の定案なるものが無い、隨て外務大臣の識見の脆弱と云ふよりは、寧ろ此外務大臣の識見の空虚なる責が、遂に現内閣をして此問題に聲明を憚らしめたものではなからうか、之を要するに外務の諸君は、實務に當つて、常に英米諸國に對して細心の注意を拂はれるは、誠にさる事ながら、餘り注意を拂ふ結果、此世界大變動の新外交の御方針すらも、覺へながらも矢張り、舊式外交の雰圍氣中に育てられたる、其病は所謂盲目に入つて、我正義と信ずべき所の國民的要求すらも、戰々兢々として之を世界に公表するのを、躊躇なすつて居らるゝのではなからうか、吾々の友人たる英吉利、佛蘭西亞米利加、伊太利、悉く其意見を公表するのに、同一同列の資格のある日本の外務大臣は、餘り神經的過勞の結果、夫等の事に付て言明しない、他の朋友の四國は男性的なるに、我外務大臣は獨り女性的なるのは、寧ろ時代の錯誤と致しまして、本員は國家の爲めにそれこそ憂慮に堪へない一人でございます（拍手起る）抑々今日の外交は國民全體の所有物にして、外交の當局者なるものは、僅に其一番頭に過ぎないのである、昔は嘗て此番頭の爲めに、主人たる我々國民が外交を指導せられましたことがあるが今日吾々國民は、外交當局と云ふ番頭に、國民的外交を指導すべき時期である（拍手起る）此場合に於て我國の平和會議に提供する意見は、僅に膠州灣還付の問題、南洋占領群島の處分、此二つ位のことであるならば、何も七十老齡の西園寺侯を煩して、萬里の波濤に雪月花の大旅行を企てしめる必要はないのである（拍手起る）本員の訴へんとする所は、惟ふに現原政黨内閣に向つて、國民の期待した所の疑問であると斯樣に信ずる、願くば本員の足らざる所には、所謂民意尊重の意味に於て、總理大臣及外務大臣の十分なる補足をなされて、國民をして徹底的に了解せしむるやう、以上三項數箇條に亘つて、丁寧綿密なる御答辯を煩したい、若し其御答辯が尙ほ不徹底であれば、簡單ながら自席より更に再言を提出すると云ふことを保留致して、此壇を降ります。

（拍手起る）

○國務大臣（原敬君） 議長。

○議長（大岡育造君） 原内閣總理大臣。

〔國務大臣原敬君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（原敬君） 唯今望月君より數萬言を費し……（「聞えませぬからどうぞ御高聲に願ひます」と呼ふ者あり）性質だから仕方がありませぬ、どうぞ私は音聲が低いのだから靜に御聽下さい（「靜にして居ります」と呼ふ者あり）さうすれば聞える、望月君は長い御演説をなさいましたが、其中大變御議論もありました、御希望もありました、御議論や御希望には御答する必要は無論ありませぬ、其他の事に付て御答して宜しい事は、私並に外務大臣より御答致さうと思ふ、其最初に方つて、外交の事を憂慮したが云々などゝ言はれましたが、確に私は憂慮した一人で、當時の外交の有樣は如何であつたか、當時大隈内閣の外交を辯護なさるゝ望月君は、完全なるものと認められたか知らぬが、私は此外交をして誤れる外交と致しまして、彈劾決議を提出したこともある（拍手）而して其一端は前内閣が祕密會に於て、其一端を暴露致して、當時議席に列したる諸君は、如何にも誤れる外交をしたと云ふことを知つて居られる（「のう／＼」「ひや／＼」と呼ふ者あり）故に私は斯樣なる問題に付ては、再び望月君の口より御議論を承ることゝは思はなかつたのであります何ぞ圖らん、今日又之を繰返す、斯樣なる事に付ては、私は喋々の辯を費す必要もなく、多くの諸君は皆な當時の外交誤れり、心配するに足るか足らないか、了解して居る、それから外交調査會委員に寺内伯後藤男を推薦致したことに付ての御議論、是は實は他の諸君より承れば兎に角、望月君より承るのは意外である、望月君等は外交調査會其ものを以て違憲なりとして、非常なる御議論をなされた、違憲なりとして根本的の御議論あるものに、之を推薦した人が當を得て居るとか居らぬと云ふ御議論を承るのは不思議である（拍手起る）併ながら此議場に於ては（「三百代言の法廷ではないぞ」「亂暴だ」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 靜肅に……

○國務大臣（原敬君） 併ながら此議場で御答して差支ない（「少しく眞面目にやり給へ」「眞面目に聽け」「三百代言法廷ではないぞ」と呼ふ者あり）三百代言とは何事であるか、私は眞面目に御答して居る、之を御答して差支ないと今申したのである（「堂々と答へろ」と呼ふ者あり）堂々とやります、何故に寺内伯、後藤男を推薦したのが御諒解にならぬのでありますか、當時外交其他の局に當つた人の智識を集むることは、外交調査會委員其ものに於て當然の事である、贊成する同じ意見の人を集めて調査會委員を作る必要はない、是等の人を集めたと云ふことは當然の話と私は思ふて居る、況や此事は根本的に憲法違反であると云ふ御議論をなさる、其人に對して推薦した末節を爭ふ必要はないと思ひます、併し折角の御尋でありますす故に、斯く御答するのである、其他講和問題に付て方針を示した示さないと云ふ御議論、私は此會議に臨む方針を昨日申したのである、其方針は何であるか、無論概括的の事柄でありますが、私は公明正大の態度を以て、何等野心を有せずして此會議に臨むと言うたのである、然るに色々の御希望がある、御希望は銘々の御希望であります、及各國政治家は色々意見を發表して居る人もありまするが、各國の政治家が意見を發表したから、日本も其通り發表しなければならぬとも、私は思はぬ併ながら各國何れの國に於ても——何れの國に於ても未だ此會議に提出すべき條項は發表して居る國はありませぬ、故に日本に於ても此會議に臨む條項は、それ／＼訓令を與へて居りまするけれども、此條項を發表することは、國家の不利益として出來ないと申したのであります。

○議長（大岡育造君） 内田外務大臣。

〔國務大臣子爵内田康哉君登壇〕

○國務大臣（子爵内田康哉君） 唯今望月君より數多の御質問がありましたが、或は中には聽落した事があるかも知れませぬ、先づ順序を逐ふて御答致します、日支軍事協約のことに付いて御質問がありましたが、是は日支兩政府間に於て、其條文を公表しないと云ふことになつて居ります、それ故に私は此問題に對して、茲に何等御答を致す自由を有しませぬ、其次には借款打切の事に關しましても御質問がありましたが、成程前内閣の時に、三四種の借款が成立つて居ります、即ち山東に於ける鐵道借款、滿蒙四鐵道借款と稱するものもあります、又吉會鐵道に關する借款もあります、吉林黑龍江省の、森林及鑛山に關する借款もあります、是等は皆な日本の銀行と支那當局者間に假契約が成立つて居ります、確か前内閣の時に、それは發表になつて居ることゝ思ひます、けれども吉林、黑龍江省の借款を除くの外は、未だ所謂假契約でありまして、目下本契約を締結しつゝある次第であります、尙又參戰借款の事に對して御質問がありましたが、是も我銀行と支那政府の間の借款であります、其次には南北妥協の事に關して御質問がありましたが、南北妥協に對して、日本が各國を誘ふて勸告を致した事は、昨日既に本席に於て述べてあります、其以上に付加へる事はございませぬ、幸に南北妥協の機運は日一日と熟して行きつゝあるやうであります、既に是まで代表者を出すことに困難を感じて居つた南方も、代表者を定めて其一部は既に北上しつゝある次第であります、此南北妥協の事に關して、何故に今一歩踏込んでやらぬかと云ふ御質問があつた、日本は支那に對して友好的勸告に致しましたけれども、支那の内政には毛頭干渉をしないと云ふ積りである（拍手起る）況や督

軍の權限を定むるとか、兵隊の處分をすると云ふが如きは支那の事柄で之に立入つて日本がすると云ふのは、即ち內政干渉を啓くのであります、其次に露國問題、西伯利問題に對して色々御質問御意見が出ましたが、中には私が昨年三月歸つた時の事、及七月露國駐劄大使を辭任した事を御引出しになつて、其時の新聞紙の事も御話がありましたが、私は其新聞を實は讀んだことがないのである、新聞の記事に付て私は此處で責任を負ふて御答することは出來ない、況や過激派に對して、私が何等の感想を持つて居るかと云ふことは、此處で喋々と述ぶる必要はない事である、又何等の益もないことである、唯々申し上げたいのは、過激派が如何なるものであるかと云ふことを知つて居る點に付いては、恐らく私は諸君に讓らない積りである（「當然な事だ」と呼ふ者あり）唯々此の問題に關しては御質問中に、列國の露西亞に對する意見が定つて居るか居らぬかと云ふ御質問もありましたが、之に對して御答を致します、之れに對して列國の間に定つて居る意見は二つ程あります、即ち露國に於いて健全分子を何所までも援助すると云ふことが一つ、是れも昨日申上げた積りである、其他は矢張先刻支那問題で申しましたと同樣に、露西亞の內政に干渉しないと云ふ事は一致して居る、其他に對しましては、露西亞の問題は誠に重大なる問題である、殊に日本は接壤の地でありますれば、尙更其必要の重大なることを感じて居る次第である、之に對しては、誠に細密なる愼重なる考慮を費しつゝある次第でありまして、恐らく列國も同樣な事であらうと思ふ、然れども不幸にして問題が重大であります故に、まだ徹底的に、如何にして露國の再興を實際的に行ひ得るかと云ふことに付ては、不幸にして未だ徹底的の案を得ない次第であります、それから西伯利の鐵道問題に關して御質問がありましたが是は昨日西村君に御答を致しました事を繰返すより外はありませぬ、其他第三項とせられて、平和會議の事に付て御話がありました（「東淸鐵道」と呼ふ者あり）東淸鐵道は唯今答へました――此點に付ては唯今總理よりも述べましたが、御質問よりも御意見御希望と私は聽取りました、參考の爲めに御演說の點は記憶に存して置きます（拍手起る）

○望月小太郎君　簡明に御尋致したい、唯今總理大臣の御答辯は、一言にして申せば、誠に私の質問に對しては、要領を得ないと云ふことを以て之を葬り去つて、何れ委員會に於て更めて見參致すことに致します（笑聲起る）そこで外務大臣に向つては、茲に御注意を申さなければならぬ事が（「注意は止し給へ質問にし給へ」と呼ふ者あり）質問に致します（「質疑々々」と呼ふ者あり）質疑致します（笑聲起る）第一外務大臣の御答に、軍事協約は、日支兩國の間に於て公示しないと云ふ約束があると云ふことは、如何にも本員も心得て居ります、それ故に帝國政府は支那政府に勸めて、之を公示させる方法を執つて戴きたいのであるが、それに付ては如何であるそれから借款に付ては、寺內內閣の時に發表せられて居ると言はれますが、それは誤つて居ります、大要だけ發表したのであります、御必要なら參考書を御貸し申しませうか、唯々寺內前內閣の發表せられたるものには內容が入つて居ない、殊に外務大臣は重大なる本員の質問の要點を御記憶から遁して居ります、即ち四十議會に於て、吾々は興業債權の元利保證の任に當つて居る權利を持つて居るから借款の內容を、國民の前に政府が之を公示する義務があると云ふことである、何事ぞ特殊銀行と契約をしてあるから、政府が知らぬと云ふが如きは、外務大臣まだ昨今御就職匆々と見えて、支那問題は一段の御研究を願ひたいのである、此の點だけを御注意を申し、且つそれに付いて御意見を承りたいのである、それから支那南北妥協を一歩進めたる勸告に對して私の申したことを、干渉となると云ふことを仰せられるが、形は如何にでも變へて行くことが出來る、唯形式上之を以つて干渉と云ふが如きは、之を以て三百外交と申さゞるを得ない、此點に付ても更に一歩進めて御說明を願ひたい、又過激派に對する感想が、即ち列國協調の其重大なる根本問題でありまする故に、外務大臣は過激派に對しての感想を爰に述べられることは、此機會が最も好い時と信じまするから尙ほ重ねて御考慮を煩しながら御答辯を要する。

（「無用々々」「答辯の價値なし」と呼ふ者もあり）

○國務大臣（子爵內田康哉君）　此席より御答致します、唯今のは大層御忠告のやうでございました（「議長の許可を得ぬで發言するとは何事ですか」「默れく」「議長どうした」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　外務大臣……

（「やり直し」と呼ふ者あり、笑聲起る）

○國務大臣（子爵內田康哉君）　唯今數箇條の御意見がありましたが、是は何れも御注意と聽取ります、一々御答を致しませぬから左樣御承知を……

（望月小太郎君「何れ豫算會議に於て」と呼ふ）

○議長（大岡育造君）　木下謙次郎君。

（木下謙次郎君登壇）

○木下謙次郎君　私は極めて簡單なる事柄に付て、一二御尋をして見たいと思ふのでありまするが、講和談判に關する帝國政府の方針は、昨日總理大臣の御話に依れば、明言する譯には行かぬと云ふ（「もつと大聲にやり給へ聞えない」と呼ふ者あり）ことでありますからして、强て御尋する譯ではないのでありまするが、唯々此講和談判に關する大體の方針として、其一端を捉へ得たかの如く感じますることは、牧野全權大使が亞米利加に於て明言されました言葉は、帝國政府は平和の主義を以て、此講和談判に望むと云ふ事を明言されて居ります、而して其明言に尙ほ附加へて帝國政府の方針は根本に於て既に一定を致して居るのであるからして、帝國政府は四十一議會に於て、平和主義を以て講和談判に望むと云ふことを、明言することになつて居ると云ふことも附加へてあるのであります、昨日外務大臣の御演說の中に斯う云ふ御言葉がありました「惟ふに今回の講國和會議の目的は單に聯合國獨墺側の間に於ける平和を恢復するに止まりませず世界全體に亙りまして鞏固なる平和基礎を確立し今日に於ける戰爭を終熄するのみならず永遠に亙りて戰爭の發生を防止せんとするに在るものと信じます政府は此信念を以ちまして、講和會議に臨みまして此目的に貢獻すべき各般の提案に對しましては誠意聯合諸國と協力致して是が成立を圖らんことを期するものでございまする」と云ふことを昨日明言致して居ります、して見れば總理大臣並に外務大臣は、積極的に講和談判に關する方針は、明言を致して居られませぬけれども、其の言葉の上に於ては、明に平和主義を以て此講和談判に臨み、世界の聯盟と云ふことに贊意を表して居ると云ふことは、證明が出來るのであります此政府の意見を基礎として、私は此度政府より提出になりました豫算案を拜見致しましたのでありまするが、陸海軍の設備の上に現れたる豫算の表面に於ては甚だ輕忽なる批評と云ふ御非難があるかは存じませぬが、如何にも我帝國は軍備の制限を陸海軍の上に加へて、早手廻しに政府が、既に軍備の制限を實行致して居るものかの如きの形を爲して居るのであります、何故に私が斯の如きことを言ふかと云ふに、諸君も御承知でありまするが、政友會は國防の充實と云ふことは、數十年來の旗幟であります、政綱の第一になつて居ります而も昨年の議會に於てはどうでありましたか、床次內務大臣、當時は床次代議士でありまするが、政友會を代表して、時の總理大臣に對する質問の主要なる要點は、國防の充實と云ふことを愉快に論議をされたのでありまする、席して此席に御出でになる所の野田遞信大臣、當時は野田代議士でありまするが、（笑聲起る）此陸海軍の豫算委員會に於て、此處に御在になる所の加藤海軍大臣に對して、何故八八艦隊を今提出しないかと云ふことを御迫りになつて居つたのであります、是は明に政友會の政綱を代表して居る議論でありましてだ、加之此處に御在になる所の田中陸軍大臣、是は御承知の通り有名な敏腕なる御方でありまするが殊に又軍備擴張と云ふ事に付ては、世間に通つて居る御方であるのであります、故に原政友會內閣に入閣をされた時の世間の評判は、必ず軍備擴張に付て條件附に原總理大臣との間に約束があるであらうと云ふことを、世間は認定を致して居つたのであります（「其通り」と呼ふ者あり）隨て吾々世間は、四十一議會に提出をさるべき豫算の上に於ては、如何にも、陸海軍の御設備の上に於ては驚くべき抱負と經綸が現れることであらうと、待設けて居つたのでありまするが、事實は全く吾々の想像を裏切つたのであります、私は事實が吾々の想像を裏切つたことを、政府の無爲無能であると云ふ理由に依つて、政府に質問を試みやうとする者ではないのでありますす斯の如き吾々の想像、政友會の年來の主張に背いて斯の如き無爲無策な陸海軍の豫算を出した所以のものは理由は何處に在るか、其理由を無理に求めるならば、或は突飛な批評、輕率なる批評、無責任なる批評と御笑になるか知らぬが、此政府は講和談判に對する方針を未だ豫言せざる上に於て、軍備の制限は、既に實行致されて居ると云ふことを斷言したいのであります、然るに國際聯盟の本家本元である所の亞米利加はどう云ふ事を致して居るか、海軍の大擴張は諸君の御承知の通りであります、而して其擴

張されたる海軍は、如何なる方面に用ゐらるべきものであるかと云ふこと」、諸君は御承知であります此新たなる大艦隊が太平洋に於いて遊弋する際に當つて、太平洋の亞米利加の軍事の擴張は如何やうになつて居るか、私は素人でありますから、軍事の擴張は能くは分つて居りませぬ、併ながら私が一二聞いた所に依れば、小笠原島の南に當つて日本本洲を距ること約二千哩位な距離であらうと思ひますか「ガム」と云ふ島が在るのであります、是は諸君も御承知の通りであります、其「ガム」と云ふ島は米國の領地でありまして、其島には堅牢なる砲臺を築き堅牢なる要塞を築き又頗る大規模なる軍港を設けてあつて潜航艇の根據地になつて居る、是も恐くは諸君は御承知でありませうが唯々島の内部の模樣は如何やうにしても日本人より覗き見る事が出來ないのである、亞米利加人は絶對に日本人の上陸を禁じて居るのであります、其島には數十年來住馴れて居る中村某と云ふ長崎人があつて、相當な成功を收めて居るのでありますが、其島を一歩も動くことが出來ない、動いたならば、其人の財産を沒收すると云ふことになつて居りまして 結局日本人は其島に監禁されて居るのであります、外部との交通を禁絶されて居ります、島の内部の模樣は窺ふに出ないけれども、其外部に現れた樣子は、堅牢なる砲臺と、堅牢なる要塞を築き、又強大なる軍港を築いて、而も之が潜航艇の根據地である、此潜航艇の根據地を何故其處に置くかと云へば、直ちに北を指せば直ぐ横濱に來るのであります、さうして潜航艇が歸つて來るに丁度適當な場所がある、是より南には色々群島が在りますが、是より南に下つては横濱に對して潜航艇の往復の旅程に便利が悪るい、是が「ガム」が擇ばれて居る所以のものであります。而も此「ガム」の島の軍港は、比律賓の亞米利加の軍港に聯絡して居る――西の方は比律賓の軍港に聯絡して居る、東はどうであるか「サンドヰッチ」の軍港、或は布哇の軍港「エーク」と云ふ島、斯の如く悉く海軍を以て聯絡を結つて居る、新たに造る所の亞米利加の大艦隊が出來上れば、比律賓、布哇、「エーク」此線路を遊弋する大艦隊である、此線路を艦隊である、此線路を艦隊が遊弋しましたならば、我が帝國の位置はどうであるか、東南の玄關は、亞米利加の艦隊を以て包圍せられたる結果に陷るのであります、西北の裏門はどうである、西伯利の鐵道はどうである是は先刻來屢々問題になつて居りますが、西伯利鐵道の管理は、列國共同の名義の下に、亞米利加の勢力の下に支配されて居るのは、諸君の御承知の通りであります、諸君、東南の玄關は、亞米利加の艦隊に依つて包圍され、西北の裏門は亞米利加の力に依つて其咽喉を扼られて居るとするならば、我が帝國は如何にも袋の中の鼠に似た、洵に憫れなる島國であるやうに私は感ずるのであります、諸君、私は帝國政府が平和の主義を以て講和會議に臨む、私は其方針に付て異議は無いのであります、又國際聯盟に共鳴する私は、其主義に異議は無いのでありますが帝國政府は牧野委員の明言せし如く、外務大臣が昨日演說の中の御言葉にありし如く、國際聯盟に果して同意をし、果して共鳴をし、陸海軍の軍備に制限まで置いて、之に共鳴すると云ふことの實際を示した以上は、唯々希ふ所は、太平洋一般、即ち日本の東南の玄關に於ける「ガム」の軍港の始末は、如何やうになさる御決心であらうか、此解決の著いた曉ならざる以上は、よもや國際聯盟に同意をされやうと云ふことは、想像致して居りませぬが、政府は既に此決心を持つて居つて、多少にも陸海軍の軍備の上にすらも、斯の如き形を現したる以上は、「ガム」の島の解決位の事は恐くは御出來になるか、又出來て居ると云ふ御決心のあることゝ考へまするが、願くは此點に付きまして、御差支の無い範圍に於て御說明を願ひ、私共の杞憂を解くことが出來ましたならば、洵に仕合せと感ずる次第であります、第二は教育の設備に關する事がありますが、去る十二月二十日の豫算の内示會に於て、總理大臣は、高等中學並に商工業專門學校の增設の計畫を發表に相成りました、洵に其規模の大なる、其數の多きこと、我が教育會に取つては破天荒の事業であります、其事業の頗る大計畫であり、又行爲の甚だ大英斷であつた事は私は賞讃することに躊躇しないのでありますが併ながら斯の如き大規模の計畫を、今此時機に行ふと云ふことは、果して機宜に適したものであらうか如何であらうか、私は教育家でありませぬから委しい事は存じませぬが、唯々素人流で如何なものであらうかと云ふ疑點があるのであります、總理大臣の御演說に依れば、年々帝國青年は學校無きが爲め、五六萬の人は其方向に迷うて居る、方向を失つて居る、此五六萬の方向を失つて居る青年を救濟することも、主なる理由の一つである、斯の如き說明がありました、それに付ても私は少しも異議は無いのでありますが、昨日押川君の御演說でありました、押川君の御演說は、一萬二萬の青年を救ふ、それに異議は無いが、併ながら其處まで行かない前に、學業の途を失つて居る四十萬人を見殺しにして宜しいかと云ふ御議論があつた、其意味に於ても私は同感である同感であるが、今私の論せんとする所は原總理大臣は、五六萬の青年を救濟する事は宜しいそれはそれで宜しいが救濟した結果、此五六萬の年々學校を卒業する――恐くは今の卒業生の或は五倍十倍の數に增すでありませうが、此五倍十倍の數に上つた卒業生に、それ／＼適當な職業を與へ、各適處に就て自分の生活が出來るだけに、我が帝國の事情は發達して居りまするのでありませうか如何でありませうか若し學校卒業生、即ち教育ある人にして其職業を得ず、或は不平の思想を起すと云ふ事になれば、危險思想の媒酌と云ふか、或は危險思想の煽動と云ふか危險思想は、多く教育あり而して職業を得ず、而して不平の境遇に在る人より媒介せらるゝと云ふ事は世界各國の事情を調べて見ますると、極めて明白であります、私は五六萬の青年を救ふことには、御贊成申上げます、併ながら救ふた青年の跡始末に付ては、十分の御考慮あることゝ思ひますが、若し其御考慮を承り得るものであるならば、承ることを得ますれば、甚だ仕合に思ふ次第であります、併ながら私此問題に付て議論するのは、其點に付て議論するのではないのであります、私は言はんとする所は此大計畫の――大計畫を爲さるゝに付ての資金即ち金の問題でありますが内示會での說明では、御手許金を拜受する、不足の所は、借金と地方の寄附金とに依り、支拂すると云ふ計畫に相成つて居るさうでありますが、御手許金に付ては畏れ多い次第でありますから、彼此申上げる譯でありませぬが、借入金を以て學校を建設する借金を以て學校を建設する、其點は甚だ私不思議に感ずる、私は財政上の事は存じませぬが、併ながら借金を以て政府の事業をすると云ふことは、一定の利益の收入のあるべき事業の、費用に限つて居るものかのやうに承つて居る、或は緊急已むを得ざる事に付て、即ち軍事に關するものは、公債で支辨すると云ふことを承つて居る、併ながら借入金を以て學校を建設すると云ふことは、日本の財政の歷史の上から、吾々は未だ嘗て聞いたことは無いのであります、さう云ふ例を見た事は無いのであります、疑もなく學校建設の此度の資金問題は、財政の先例を破り、又財政の原則を打毀すものであらうとも信ずる、又地方の寄附金に仰ぐ、是は如何やうなものかは存じませぬが、昨年寺内内閣の時分に當つて、高等學校を四つか五つ殖すと云ふ際に當つては、各地方非常に競爭をして、八十萬圓百萬圓の金を出すことは何でもなかつたのでありますが、原内閣の計畫の如く、三十四十の學校を一時に建てると云ふ事になると、三つか四つの學校を建てる時程、珍らしくも難有くもないのであります、而も文部大臣は、各地方長官に電報を以て上京を命じて、お前の所に學校をやるから幾ら出すか、若し出さなければ、他に希望者があるから此方へ移すぞ、如何にも學校の建設を競爭入札を以つて決めると云ふ結果に相成つて居る各地方長官は文部大臣の召電に應じて上京した以上は、文部大臣の是れは御相談かも知れませぬが、實際に於いては恐らく命令と同樣効力があるのでありませう 之を引受けなければ教育事業に熱心でないと云ふ反證を見せる意味にもなります爲めに、兎に角引受けて歸つた縣知事が多かつたのでありませうが、引受けて歸つた縣知事の現在の狀況はどうである、是は文部大臣に於ても御承知でありませうが、今帝國には電車もあれば鐵道もある、何も隣の縣に行くに、十時間二十時間の時間を要するのではないのであります、隣りの縣へ參つて學校へ入るも宜しい、自分の縣に是非其學校が無ければならぬと云ふことはない、便利が達すればそれで宜しいのである、其意味から見れば、或は八十萬圓百萬圓――此地方の財源の乏しい時に、或は百萬圓、或は八十萬圓、高いのは百三十萬圓、斯の如き大金を募つて學校を貰受けると云ふことは、其内心甚だ迷惑に感じて居る地方が少くないと云ふことを、私は承つて居るのでございまするが、唯々茲に申上げたい事は、希くは斯の如き意味に於て、地方の迷惑に構はず學校を押付けると云ふことをしなくても、又財政上の原則を破つて、借入金を以て學校を建てることをしなくても、若し總理大臣の申される如く、學校の增設が斯の如く必要なるものならば、斷然租税を以て――國家の費用即ち租税を以て

建設して、一向差支ない事であります、幸に未だ法律案豫算案も出た譯でありませぬので、今から內輪の變更は如何やうにも付くことゝ考へますから、希くは臨機の處置を執つて、借入金或は寄附金の如きものを以て、官立の學校を各地方に競爭入札に附して場所を決める如き、不見識なことは御止めになつて、堂々と租税を以て、增税を以て學校を建設し、文部省は教育の方針に依つて設定すべき地方に學校を設定し、設定すべからざる地方には、如何に政友會員の運動があらうと、政黨員の話があらうと、さう云ふことは斷乎として排して、教育の方針を以て建てべき所に學校を建設することに御決定になつたならば、御下賜金に對する原內閣の感謝の意味も、自ら分ることに相成りまして、國民に於ても甚だ喜ぶことゝ考へますから、此邊に對する私の議論に付て、若し御同意下さることが出來ますれば、極めて仕合に存じますが、又御同意が出來ないとすれば、其理由に對して御答を承りたいと考へます、私の質問の要點は以上申上げた如くでありまして、甚だ粗雜な質問でありまして（「其通り」と呼ふ者あり）皆樣に御迷惑を掛けました段は、甚だ恐縮に存じます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 原總理大臣。

〔國務大臣原敬君登壇〕

○國務大臣（原敬君） 唯今木下君の御演說を拜聽致しましたが、少し要領を得兼ねましたけれども要するに講和問題に就て、斯樣なる事を提議したら如何かと云ふやうに聞えました、殊に或島なぞに就ての御演說も、其中に入つて居つたやうでありますが、此講和問題に就ての事は、御希望とあれば承るだけのことでありますけれども、斯樣に致す、此事は提議する、此事は提議しない、どの地方は斯樣に致すと云ふことを、茲に申上げる譯に行き兼ねる、甚だ遺憾でありますけれども、左樣に御承知を願ひます、それから高等教育機關の擴張問題に就ての事でありましたが、多くは御希望のやうにもありましたから何れ法案又は豫算を提出致しました時に、十分に御意見も承り、說明も致したいと思ふのでありますが此點に於ては、昨日押川君に御答したと同じ事であります、唯々法案も提出致さぬのであります、豫算も亦然りでありますが、計畫に就て何れよりか御聞及の事が誤つて居つたやうに聞えます、豫算內示會に於ても言明致し、又此議場に於ても私は說明致した積りでありますが、高等教育機關は如何にも不足であります、大學、高等學校、實業學校、各種專門學校が不足でありますから、是が爲に每年數萬の生徒が、是等の所に入る途がなくて、甚だ困難致して居る爲めに計畫致したのであります、無論是は國費を以て計畫致すのは當然でありますが、增税を致してまでは如何でありませうか、兎に角國費を以て致すのが當然であります、けれども今日の財政狀態に於ては、此何千萬と云ふ費用を一時に支出すると云ふことは、出來ぬのであります恐らく是は歷代の內閣も困難致して居つたのでありませう、併ながら學校を建設すると云ふことは一時的の費用であります全く臨時の費用であります、故に其費用は公債又は借入金をして支辨致して差支ないことである、國民の負擔も是が爲に增さず、而して年々何萬の生徒の入るべき機關も茲に備へることが出來て、是は公債又は借入金を以て支辨するが、適當であらうと考へたのであります、然る所此事上聞に達して御下賜金もあつて、洵に恐懼の至りでありますが、さう云ふ趣意で成立つたのであります、地方の寄附の如き、寄附があれば之に越したことはありませぬが、寄附が有れば建てる、寄附が無ければ建てないと云ふことに至つては此機關の不足を補ふことは到底出來ませぬから、私は公債又は借入金を以て支辨することの案を立てたのであります、況や大學になりますれば、寄附のみを待つて居つては、到底完全を期することは出來ませぬから斯樣なる計畫を立てたのであります、是等の計畫に就て詳細の事は、豫算又は法律案の提出の時に、當局の者よりも說明致しませうが、大體の趣意は斯う云ふ趣意でありますから、此趣意に誤解なからんことを希望致します。

○議長（大岡育造君） 齋藤隆夫君。

〔齋藤隆夫君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○齋藤隆夫君 昨日以來內治外交に關する種々の質問が現れまして之に對する政府の答辯は謹んで承つて居ります、本員は國民思想に關する問題に就きまして、此際政府の意見、殊に總理大臣の御意見を承つて見たいのであります、更めて申すまでもございませぬが、此度の歐羅巴戰爭は、世界の有ゆる方面に向つて、有ゆる影響を與へて居ります、物質界に於て然り、精神界に於て亦然りであります、而して我國も固より其影響を受けまして、近時國民の思想の上に、著しき變化が起りつゝあることは事實であります、此事は國家の爲に慶ふべき事であるか、又悲しむべき事であるかと云ふことは、姑く惜いて論じませぬが、何れに致しましても、此事は近時我國に於ける所の確に一種の問題であります、政治上より見ましても、其他一般の社會より觀察を致しましても、確に一種の大問題である、是より此議會に於て盛んに討議されます所の內治外交、有ゆる政治問題よりも、更に重大なる問題であると思ふて居ります、それ故に此問題は近頃在野の識者の間に於て盛んに論議されて居りますのみならず、政府の機關たる高等教育會議に於きましても、此問題が討議せられまして、一の建議案となつて世上に表白されて居る事は御互に諒知して居る所の事實であります、それ故に政府に於かせられましても、此問題に就ては相當に注意を拂つて居らるゝに相違ない、注意を拂はるゝと同時に、十分なる考を定めて居らるゝに相違ないと思ふ、此の時機に於きまして、新內閣の首相が此議會の壇上に現れて、施政の方針を述べらるゝに當りまして、少なくとも此問題に言及せらるゝことをば、本員心窃に期待を致して居りました、圖らざりき、一言之に及ばれず、本員の期待が全く裏切りせられたことは遺憾の至りであります、それ故此機會に於きまして、此問題に對する所の政府の御意見を承つて見たいのであります、御斷りを致して置きまするが、本員は或る事柄に關する事實を承らんとするのではない、意見を質さんとするのであります、他人の意見を求むるに當つては、勢ひ自分の意見をも述べねばなりませぬ、政府の見る所と本員の見る所と一致して居るか居らないかと云ふ事をも質さなければならぬ、質問に名を藉つて、無關係なる所の議論を試むるものでありませぬから、此の點は豫め御承知を願つて置きます、特に大岡議長に對して御承知を願つて置きます、又此問題に就きましては、本員は最も言語を愼む積りでございますけれども、若し過がございましたならば、靜に御注意を願ひたい、謹んで拜受する積りであります、先づ總論よりして各論に移りたいと思ひますが、一口に國民思想と申しますと云ふと、頗る漠然として捕捉することが困難ではありますが、本員が主として質問を致したい事とは大體二つであります、第一は國民思想の發達、及統一に關する事であります、第二には所謂危險思想の豫防に關する事であります、國民思想の發達、即ち健全なる國民思想を養成して、出來得る限り之を統一すると云ふことは、國家の生存發達の一大要件であることは、今更申すまでもない然るに近頃續々輸入せられる所の外來思想、此の外來思想は、我國家社會の爲めに有益なるものであるか、有害なるものであるかと云ふことは姑く論じませぬが、何れに致しましても、此外來思想の爲に、現時我國民思想の上に於て、一種の動搖が起りつゝあることは事實であります、此秋に方つて政府は何の施す所なく、全く自由放任主義を採る積りであるか、或は進んで之を善導するが爲めに、積極的に或手段を施す積りであるか、之を承りたいのであります、思想の自由放任主義を採ることは、是は確に一說であるに相違ありませぬ、即ち思想界をば全く開放して、思想の自由競爭に一任をする、自由競爭の結果、不健全なる所の思想が亡びて、健全なる所の思想が殘る、即ち思想界に於ける優勝劣敗、自然淘汰の原則に放任すると云ふことも、確に一つの策であるが、政府は此方針に向つて進む積りであるか、或は又是では不安心である、政府たるものは、更により以上の任務を有するものと心得て、所謂此思想をば善導するが爲めに、積極的に或手段を執る積りであるか、若し進んで或手段を執らんとするならば此手段とは抑々如何なるものであるか、之を承りたいのである、曩に教育會議に現はれた意見と稱するものをば見ますと云ふと、先づ第一には國體の本義を闡明するが宜しい、第二には教育勅語の普及を圖るが宜しい、第三には敬神崇祖の念を盛んにするが宜しい、第四には日本の國是をば、遍く國民に知らしむるが宜しいと云ふやうな事がありました、至極尤な事であります、何人と雖も之に向つて反對する者はありませぬ、併ながら本員の見る所に依りますと云ふと、是等の事柄と云ふものは既に明々白々、今更事新しく申立てる程の事ではない、從來我國民の間に於きましては、自然に且つ十分に了解せられて居る事柄であります、それ故に是等の事柄をば、從來の如き方法を以て、今後も相變らず繰返すのみを以て、果して今日の國民思想に滿足を與ふること

が出來得るかどうか、有ゆる外來思想を驅逐して、若くは之を調和して、國民思想の動搖を防ぎ、是が安定、是が健全なる發達を期することが出來得ると思うて居られるのであるか、或は他に新しき考を持ち、新しき手段を施さんとする積りであるか、先づ此點に關する所の大體の御方針を承つて見たいのであります、次に危險思想の豫防に付きましては、聊か論じねばならぬ事があります、今日我國法の上より見まするならば、思想の自由は原則として許されて居ります、唯々是が外部に現るる場合に於きましては、法律を以て或る種類の制限を加へて居るのである、所が歴代政府の爲す所を見ますと云ふと政府當局者は、單に此法律を適用するの一事に沒頭して殆ど其他を顧みたる所の形跡は無いのであります、又此法律をば適用するに當りましても、屢々其運用を誤り、一般の社會が認めて以て危險思想に非らずと稱するものでも、或は時の政府自身の安全を圖るが爲めに、或は政府當局者の固陋僻見の爲めに、之をば危險思想なりと妄斷をして、之に向つて法の制裁を加へ、思想の壓迫を試みたることは、殆ど數へることが出來ない程であります、若し國民思想に對する政府本來の任務と云ふものは、單に法律を適用するの一事に在り、現れたる事實に向つて、人定法を適用するの一事に在つて、此外には何物も無いと云ふならば率ざ知らず、政府の任務と云ふものは、それ許りでない、更に遡つて危險思想の由つて起る原因を究め、此原因を排除するが爲めに、最善の注意、最善の努力を致すことも、是亦政府本來の任務であると致しましたならば、歴代の政府は此點に付ては、確に怠慢の責を免れぬのであります、現内閣は何れの方針に向つて進まんとするか、相變らず歴代政府の執りたる方針を踏襲せんとする積であるか或は新しき方針に向つて進まんとするか、即ち現れたる事實に向つて、單に法律を適用するの一事に止り、其原因に向つては、何等の攻究をば致さぬ積りであるか、若し其原因に向つて救濟を施さんとするならば、其原因とは抑々如何なるものであるか、我國家社會の何れの所に在りと思うて居られるのであるか、又之をば取除くが爲めに、如何なる手段を施す積りであるか、此點に付きましても、御意見あらば承つて見たいのであります、是より少しく本員の所見を述べまして、政府の意見と一致するや否やを質して見たいと思ひます、本員の見る所に依りますると云ふと、過去現在我が國内に於きましては、到る處に於て、危險思想の種が播かれつゝあるのではないかと思ふ、假令危險思想とまでには行かずとも少くとも國民の思想をば不健全に導く所の原因は、我國内の到る處に伏在して居るのではないかと思ふのであります、而して其最も甚しきものは何れに在りやと云へば、本員は我國の政治界に在ると思ふのであります、政治界に於きましては、第一には憲政の運用に關する事、第二には行政權の運用に關する事、第三には司法權の運用に關する事、是等のものが最も主なるものであります、此中憲政の運用に關しましては、吾々が今更辯を費すの必要は無い、世間既に定論があります、詰まり吾々は國内に於ける所の民本主義の確立、即ち君民同治の理想を實現せんが爲めに努めて居る者であります、君民同治の理想は、獨り君主立憲の本義でありまするのみならず實に我建國の大精神であることを確信致して居ります、又民本主義は今日世界思潮の大勢であります、此大勢に順ふ者は興り、此大勢に逆ふ者は亡びるのであります、近時西歐諸國に現れました所の幾多の變革は、吾々の目前に於て活きたる證據を示して居るのである、又民本主義は今日外交上の一大要件となつて居ることを確信する、來るべき講和會議に於て、問題となりまする所の彼の國際聯盟なるものは抑々如何なる性質のものであるか、國際間に於て民本主義を確立せんとする事が、即ち國際聯盟の結局の目的であります、然るに國内に於て民本主義の確立を見ずして、如何にして國際間此主義の確立を見ることが出來るか、今日世界列國は國際聯盟に入るに先たちまして、先以て國内に於ける民本主義の確立を暗示して居る、若くば明示して居ることを確信致して居ります、現に數日前の外國電報に現れました所を見ましても、佛蘭西に於ける國際聯盟會、此會頭の名を以て、國際聯盟加入の前提條件なるものが現れて居ります、其中に於て締盟國は、先づ國際聯盟に入るべき前提として、國内に於ける民主的機關、吾々の言葉を以て言へば民本的機關、及責任内閣の設立を要すると云ふ事をば、其中の一項に加へて居るのである、斯の如く之を世界の大勢より見ましても、又之をば我國の歴史、國體、政體、其他有ゆる事情より見ましても、民本主義の確立は今日の急務である、同時に我國民が國家に對し、政府に對し、彼等自身に對する所の、一大要求であることを確信致して居るのであります、それ故に此要求が容れらるれば宜し、若し此要求が容れらないのみならず、却て之を擊退するが如き傾向が現れまするならば、遺憾ながら國民の危險思想なるものは、此に胚胎するものである、然るに今日我が國内、我が政治界の一角を見ますると云ふと、今尚此主義に向つて反對をする、此主義の實現に向つて、極力妨害を試みんとする所の或る勢力が殘存して居ることは事實であります、原首相は今後此勢力に對しては如何なる態度を執られんとする積りであるか、此勢力をば放任せらるゝ積りであるか、之をば排斥せらるゝ積りであるか、或は又是と結合せられんとする積りであるか、此點に關する首相の態度を承つて置きたいのである、例へば前内閣の寺内伯、此人元來如何なる思想を持つて居る人でありますか、本員の見る所に依れば確に民本主義に反對をする人であります、若し之を疑ふ人がございまするならば最も分り易き一例を茲に提供致しませう、前内閣當時寺内伯は如何なる事を明言したか、吾等は天皇の信任に依つて此職務に在り、國民の意嚮に依つて進退すべきものではない、一度ならず二度ならず自ら明言し、又人をして明言せしめたることは、御互の記憶に尚ほ存して居る事であります、凡そ立憲治下に於て是程危險なる所の思想は無い、即ち君意民心の離隔を圖らんとする所の思想、國家に對し皇室に對して、是程危險なる所の思想は無いのであります、昨年現れました所の彼の米騷動は、何に原因して起つたものであるか、前内閣の首相が懷ける所の此思想に對する所の反動として起つたものである、即ち一の危險思想は更に他の危險思想を生み、群衆心理の作用に依つて、遂に彼の暴動となつて現れたものであります、然るに原首相は過去に於けるが如く、現在に於ても此人格と政治上に於ける結合を保つて居らるゝのである、此思想と結付いて居らるゝのではないかと云ふことを、本員は疑つて居るのであります、政治界の要部に於て斯る現象が現れて居ると云ふことは、一般國民の思想の上に何等の影響は無いか、此點に付きましても若し御考があるならば、承つて置きたいのであります、尚ほ之に關聯して述べたい事がございまするが、それは外の事ではありませぬ、歴代の政府中に於て、動もすれば畏多くも皇室の御下賜金を振廻して、國民に臨むと云ふことである、前内閣に其適例あり、現内閣に於ても亦之に近きものがあるのであります、米騷動の原因は、總て悉く前内閣の失政に在ります、然るに昨年此事の起るに方つてや、前内閣は周章狼狽して爲す所を知らず、御下賜金を仰いで之を以て國民に莅み、暴動を鎭撫せんとする企を爲したることは、蔽はんと欲して蔽ふことが出來ないのであります、現に關内地方に於きまして、或る警察署長は、群衆に向つて如何なる事を申したかと云ふと、皇室より御下賜金があつたに依つて、汝等は鎭まるべしと命令した、群衆の中より如何なる言が放たれたかと云ふことは本員は申しませぬ、斯の如く己れの失政に對して自ら處決する所の途を執らず、却て皇室の名に依つて其責任を彌縫せんとするが如き政府の行動が、國民の思想の上に何等の影響は無いか、又現内閣も高等教育機關をば設備するが爲めに、此度　皇室より一千萬圓と云ふ大金の御下附を受けて居るのである、吾々臣民たる者は、寔に恐懼の至りに堪へない事であります、併ながら翻つて考へて見ますると云ふと、教育機關の設備抑々如何なる性質のものでありますか、申すまでもなく是等の事は、國家の經費を以て支辨すべき所の事業であります、國家の經費を支辨するは國民の義務である、立憲國民は此義務を荷ふと同時に、他の一方に於ては、國家に對して權利を有して居るのであります、此權利義務の關係を明にする國民に對しては、權利思想をば注入すると同時に、義務觀念をば自覺せしむると云ふことは、國民に向つて自治的精神をば奮起せしむるに就て、最も必要な事である、自治の精神なき國民は、立憲の民たることは出來ないのであります、殊に我が國民は國費の分擔と云ふことに就て如何なる考を持つて居るか、惟ふに必要なる所の國費に向つては、決して納税を厭ふ者ではございますまい、了解せられたる所の國費に向つては、決して納税を拒む意志はありますまい、是等の事は原首相と雖も、十分に辨へて居らるゝことであらうと思ふ、殊に翻つて國内の或る方面を見渡しますると云ふと、今日國家の力の及ばざる所に於て、國民の力の及ばざる所に於て、或は天災地變の爲めに、或は社會的壓迫の爲めに、　陛下の赤子たる所の吾々同胞が、日常生活の苦痛に泣いて居る

のは、幾萬人幾十萬人あるか分りませぬ、現に昨年九月に起りました所の山陰道に於ける天災、實に古今未曾有のものであります、夥多の村落は全く古代の狀態に復されて居ります、數千數萬の住民は、飢と寒さに泣いて居ります、是は決して山陰の一角のみではありませぬ、近來物價暴騰の爲めに、社會の下層に於きましては、洵に憫むべき所の慘狀、憫むべき所の悲劇が起りつゝあることは事實であります原首相は是等の點に就ては、十分に目を注いで居られますか、彼等の叫に向つては、十分に耳を傾けて居られますか、若し果して左樣であるならば、何が故に是等の方面に向つて、更に一層の注意を施されないのであるか、當然國民の負擔に歸すべき所の經費、國家通常の政策を行ふに當つて、畏多くも皇室の御惠を受ける所の餘裕がありますならば、何が故に憫れむべき是等の同胞を救ふが爲めに、君德をば補弼し奉る所の責任を執らないか、國家の力國民の力の及ぶ所は姑く之に任せて可なり、國家の力、國民の力も尚及ばざる所に向つて、帝德の光を發揮せしむると云ふことは、一國宰相たる者の常に力むべき所ではないかと思ひます、本員は直言致します、昔は袞龍の袖に隱れて、政敵を狙擊せんとする所の政治家がありました、今日は皇室の財產、否畏多くも皇室の御惠に依つて、已れの失政を蔽ひ、已れの責任を免れんとする所の前內閣の如きものがある、又皇室の御下賜金を仰いで、已れの政策、而も平凡なる所の國家通常の政策を行はんとする所の現內閣の如きものがある……(「のう〳〵」「氣を付けろ」「默れ」「馬鹿なことを言ふな」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君) 靜肅に……

○齋藤隆夫君 是等の事は國民の思想の上に於て、如何なる影響を及ぼすべきであるか(「大浦はどうだ」と呼ふ者あり)原首相たる者、此點に就ては、謹んで自家の所見を披瀝し、以て國民の疑惑を解かれるが宜からうと思ふ(「何の疑惑があるか」と呼ふ者あり)更に行政權の運用に就きましても述べたい事が澤山ございますが、是は姑く後日の機會に讓ります、進んで司法權の運用と國民思想の關係に就きましては、更に論じなければならぬものがあります司法大臣を兼務せられる所の原總理大臣は、御承知かは知りませぬが、今日司法權の運用に就きましては、我が國民の間に於て大なる不平があります(「大浦はどうだ」と呼ふ者あり)殊に平生司法權の運用に參與し、夥多の事實に接觸致して居ります所の在野法曹の間に於きましては、大なる不平があります此不平は從來夥多の機會に於て、夥多の方法に依つて社會一般に公表されて居ります、又司法當局者に向つて注意を促して居ります、然る所が今日に至るまで、其希望の一端をも實現することが出來ないことは甚だ遺憾の至りである、是は抑々何に原因するものであるか、司法制度の罪であるか、司法權を運用する所の人の罪であるか、或は又司法權の傍らにある所の、或る勢力の罪であるかと云ふことは存じませぬが、何れに致しましても、過去現在我國の司法權が其運用を誤つて、國民の怨府となり(「過去に於ても誤つて居る」と呼ふ者あり)是が爲に國民思想に向つて惡影響を及ぼして居ることは、看過すべからざる所の事實であります、固より歷代の司法當局者に於きましても、此點に就ては十分に注意を致されて居るに相違ない、又十分なる努力を致されて居るに相違ありませぬ、本員は司法當局者に對して敬意を拂ふが爲めに、一應斯の如き推測を下して置きます、併ながらです、今日に至るまで其努力其苦心の結果が現れないと云ふことは、どう云ふやうな譯であるか、本員は常に之を疑うて居るのであります、本員は最も無遠慮に申します、今日の我國に司法權の獨立ありや、今日の我國に於て、法律の威信を保つことが出來るかと云ふことに付ては、本員に取つては大なる疑問であります(「大隈內閣の當時に於て」と呼ふ者あり)此疑問をば例證致しまする爲めに、幾多の材料でも爰に提供することが出來ますが、左樣なる煩しい事は止めまして、唯々最近現れたる一つの事例を示して、如何に我司法部內に怪むべき疑ふべき所の事情が伏在して居ると云ふことを申上げたいと思ふ、他人の名譽を重んずるが爲めに、暫く名は申しますまい、或地方に於ける所の或る新聞であります、此新聞は多年官僚主義に反抗し、隨て前內閣成立當時より瓦解に至るまで、極力之に向つて反抗の筆を揮つて居りました、前內閣も是には餘程痛みを感じたものと見えまして、聞く所に依れば、或人を介して或事をば申込ましめたけれども、遂に成立たなかつたと云ふことである、所が昨年の米騷動の際に當りまして、新聞社の爲めには不幸、前內閣の爲めには幸ひ、此當時に當りまして甚だ未熟なる所の一青年記者が、一時の感情に激せられて、つい筆を上らして、一に穩かならざる文句を並べた事があります、聞く所に依れば、是も或方面よりの廻し者であると云ふことであるが、其說の眞否は本員の知る所ではありませぬ、何れに致しましても、一時の感情に激せられたのであつて、決して何等惡意があつたことではありませぬ、(「そんな無責任な事を言ふな」「新聞の名を言へ」と呼ふ者あり)然るに前內閣は直ちに此の事實を捉へて、機乘ずべしと思うて、司法權の發動を求め、求めたと云ふよりも寧ろ命じたのであります、傍聽を禁止したる所の法廷に於きまして、檢事は發行禁止、機械全部の沒收を論告したと云ふことである、新聞社に對する所の發行禁止、是は確に新聞社に對する所の死刑の宣告であります、幾十年傳りました所の如何なる大新聞でも、一區裁判所判事の手に依つて、死刑の宣告を受けねばならぬと云ふことが、今日現行法の規定である、其後に現れたる所の幾多の事實、幾多の壓迫、幾多の變遷に付きましては私は申述べませぬ、聞く所に依れば原司法大臣の名に依つて、新聞社長をば東京に召喚し、密議を凝されたと云ふことも承つて居りますが、是も申しますまい、結局に於ては、是が爲めに新聞社の內部は全く蹂躪せられて、今日は殆ど見る影もない、一種同情すべき姿となつて居ることは事實であります、多年の間全國に向つて非常なる勢力を有ち、新聞界の大王と云はれて居つたものでも、一たび官憲の壓迫に會へば、斯の如きものであります、更に此事件に關聯して起りました所の、他の犯罪はどうなつて居るか、白晝公然名譽ある社長、名譽ある紳士に向つて暴行を加へ、身體に生疵を負はした所の犯罪人は、執行猶豫の恩典を受けて居ります、又全國に跨つて、此新聞社に對して盛んに非賣同盟を鼓吹し、刑法上より見ますれば一種の犯罪であるか知れませぬ、營業妨害罪を構成して居るかも知れませぬ、更に新聞紙法第四十幾條に依つて、朝憲紊亂を名として、法廷に於きましても、絕對祕密を守つて居りました所の此事實をば、憶面もなく言論文章の手段に依つて、社會に流布して居るのである、是等の事に付て、司法官憲は何をして居る、行政官憲は何を爲して居るかと云ふと、何等の手段を執らずして、全く看過して居るのである、或は裏面から之を煽動して居つたか分らないのであります、更にです、昨年の米騷動に關係を致しました所の犯罪人、是は司法部內の一有力者が、嚴罰主義を執るべしと云ふことを[illegible]言致しました、其結果として、或者の如きは、十年、十五年二十年と云ふ重刑に處せられ居るのであります、米騷動の犯人は無論惡い者である、吾々と雖も、斯る事柄の將來現れざらん事を希望して居ります、併ながらです、此犯罪に向つての原動力を與へた者は何者であるか、言はずして前內閣の失政であります、春秋の筆法を以て論ずるならば、前內閣は確に此犯罪に對しては、敎唆者の地位に在るものである、然るに彼等は法律上に於ては言ふに及ばず、政治上に於ても、社會上に於ても、何等の制裁を受けて居らぬ、然るに此原動力に動かされて、一時の出來心に依つて輕卒な事を致しました所の彼の犯罪人等は殆ど死刑に近き所の宣告を受けて居ります、以上の如き裁判をば比較致しまして、果して今日の我國に公平なる所の、獨立なる所の司法權の運用ありや否や本員が之を疑ふのは、決して理由の無い事でありませぬ、或は司法權の裏には、或勢力が控へて居るのではないか、或る影法師が面を被て、自由自在に糸を牽いて居るのでないかと云ふことを疑ひます、憲法第五十七條には何と書いてある、「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ裁判所之ヲ行フ」上は大審院より下は一區裁判所に至るまで、彼等が與へる所の裁判は、皆是れ悉く 天皇の御名に依つて行はれるのであります、然るに其裁判に間違がある其裁判に不公平なる事がある、剩へ憲法に認められて居る所の、司法權の獨立すら維持することが出來ないに至つては、國民の不平は何れの點に向つて進むのであるか、國民の思想は如何に變化するものであるか、本員は常に之れを憂へ、常に之を恐れて居る者であります、之を要するに今日司法權の運用に付きましては、我國民の間に於きましては、大なる疑、大なる不平があります、司法大臣を兼務せられる所の原首相に於きましては、是等の點に必ず氣が付いて居られるに相違ない、若し氣が付いて居られるならば、是に向つて如何なる救濟を施さんとするか、如何なる革新を加へんとするのであるか、まさか此儘に放任して成行に任せて置くと云ふが如き所の御考は、毛頭ないであらうかと思ひます、又此點に付きましては、政友會の諸君も、徹頭徹尾本員と、其感を同じくし

て居らるゝに相違ない、又同じくせられねばならぬ所の理由があります、今より八九年以前第二十六議會に於て、陪審制度の建議案なるものが、政友會の手より此議會に提出せられ、大多數を以て通過して居ります、陪審制度とは抑々如何なるものであるか詰まり司法部の根柢に向つて、社會的勢力をば注入する、別言すれば司法部の根柢に向つて、一大革新を加へる、一大革命を加へんとするのが陪審制度の趣旨であります、固より今日歐羅巴諸國に行はれて居りまする所の陪審制度、之をば其儘日本に輸入して、果して今日司法部内の缺陷を補ふことが出來るや否や之に付きましては、本員は別に説があります併ながら是は今日言ふべき場合ではない、孰れに致しましても、斯の如き大革新大革命を加ふるに非ざれば今日の我司法部内は革新することが出來ないと云ふのが、政友會多年の主張であります、然るに此主張は今何處に在りや、政友會が政權を握ること前後三回、幾度か其機會あるに拘らず、今日に至るまで、其主張の一端をも實現することが出來ないではないか、又之に向つて何等の努力致したる形跡を認めることが出來ないではないか、本員は政友會の爲めに惜む（「何の質問か」と呼ふ者あり）政友會の爲めに惜むのならず、實に司法權の爲め、又國家の爲めに之を惜むのであります、併ながら時代は之を許さないのであります（「質問ではない」「簡單にやれ」と呼ふ者あり）何とか適當なるところの方法を講じて（「要旨は分つた」と呼ふ者あり）此司法部内の弊害を一洗するに非ざれば、司法權の獨立は維持が出來ませぬ、國民思想の安定を圖ることは出來ませぬ此點に付きましても、原首相に御考があるならば承りたいのであります、是等の事を申し列ぶれば限りがございませぬに依つて、是で止めませう、止めまするが、最後に一言致して置きたい事があります、（「もつとやれ」と呼ふ者あり）先程申しましたるが如く、國民思想の問題は、今日最も重大なる問題であります、國家社會の根柢に觸れて居る所の大問題であります、又此問題は、國家社會の有らゆる方面に關係を持つて居ります、決して政治界許りではありませぬ、決して經濟界許りではありませぬ、世上現はるゝ所の一切の事實、一切の狀態、悉く國民思想に關係を持つて居らぬものはありませぬ、それ故に此問題の解決は、決して政府のみの責任であるとは申さぬ、在朝在野社會一般が其責任を分たねばならぬと云ふことは、本員と雖も十分辨へて居ります併ながらです、國内に於ける政治狀態及經濟狀態より起る所の國民思想の影響に付きましては、政府たるものは、最も重大なる責任あることを悟らねばならぬ、それ故に本員は之を質するのであります、願くは本員が述べたる所の僅かなる所の事例には囚はれず、政府全般の責任に屬する所の範圍に於きまして、現內閣の首相たる、殊に政黨內閣と稱せられる內閣、其內閣の首相たる原敬君閣下の（笑聲起る）明白なる御意見を承りたいのであります（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　原總理大臣。

〔國務大臣原敬君登壇〕

○國務大臣（原敬君）　唯今の齋藤君の御質問に御答致します、齋藤君の最初の御質問は、危險思想に關して取締の如何を御尋と記憶致しますが、危險思想を取締ると云ふ事に付きましては殆ど問題であるまいと私は思うて居るのである何故と申せば日本の國體に依つて日本の輿論に依つて有らゆる點より考へまして、危險思想を取締る事は當然の事であります故に私は是等の趣旨に基いて危險思想は十分に取締をする積りであります、左樣に御諒承を願ひたい又輸入する書類等に付ての事でありますが、是も當然の譯であります取締をすると言へば、それ等の事にも及ぼさなければなりませぬ、尤も是も餘程愼重に致しませぬければ、或は其當を失して、差支ないものを輸入を止めたなどゝと云ふことに於ては、國民に甚だ不利を與へますから、斟酌致さなければならぬ、愼重に調査致さなければならぬけれども、左樣な事も無論取締らねばならぬのであります、殊に色々の影響を受けて、今日は思想の變遷を來さんとするかの如く見えるのであります、旁々以て此取締は等閑に附せない積りでありますから、左樣御諒承を願ひます、次は御下賜金の事のやうでありましたが之を當議場に於て御互に論ずることは、甚だ私は好まぬのであります、殊に前內閣の事に付て云々は、實は責任も無いのであります、併ながら大體に於て私は決して齋藤君の言はるゝが如く、袞龍の袖に隱れまして、責任を遁るゝなどと云ふ考は毛頭持つて居りませぬ、既往に於ては左樣な政治家があつたかも知れませぬ、齋藤君などは御承知かも知れませぬ（拍手起る）私は左樣な事は致しませぬ、故に今回の御下賜金に付きましても、固より國費を以て辨じて差支ないのであります、併ながら皇室に於かれまして、國民一般の幸福の爲め、所謂公共若くは慈善の爲めに御下賜金等のあると云ふ大御心は、國民が實に感謝する外はなからうと思ひます（拍手起る）何事に付きましても――山陰其他の災害の事に付ての御話もありましたが、是もそれ〴〵御下賜金はありますが、併し是も國費を以てして宜いではないかと云ふ、議論一方で參りますならば、國費で出來ぬことはないのであります、無論大部分は地方費若くは國費で支辨して居るのであります、併ながら大御心が是にも注がれまして、相當なる御下賜金のあると云ふことは、日本の國體の精華と申しても宜しいと思ひます、（拍手起る）決して吾々は一千萬圓の御下賜金を仰いで、仍て以て此高等教育機關を擴張致さうなぞと考へたのではありませぬ、併し難有くも此事上聞に達して、御下賜金があつたのでありまするから、是は國民と共に、優渥なる思召を難有く感謝しなければならぬと思ひましたから、豫算內示會又當議場に於ても、之を諸君に御報告致したのであります、左樣御承知を願ひます、又司法權の事に付て色々御說がありましたが、無論司法行政其他に付きまして改良すべき點があれば、少しも改良を怠らぬ積りであります、世間にも色々議論があると云ふことでありまするから、是も參考に供して、相當な措置は無論執る積りでありますが、併ながら如何にも今日の司法權が亂雜なるが如き御議論には、敬服することは出來ない、殊に裁判が當を得て居る居ないと云ふことに付ては、裁判獨立の今日に於て、是は何とも申しやうもございませぬ、當と見る人も不當と見る人もある、是が爲めには大審院あり、控訴院ありでございますが、それでも尚ほ不當なる裁判なりと云ふことは、是はどうも見る人の見る所であります、決して裁判所は左樣な不當なる事を致して居るとは信じませぬ、併し是は行政權の發動に依つてどうか出來ることでありますならば、其等の改良を致すことを少しも躊躇せぬのであります、それから唯今新聞社に付て云々、或は其社長を喚んで云々と云ふ事でありますが、其新聞社の起訴を爲したと云ふことは、無論現內閣ではありませぬ、併ながら現內閣の組織間もなく裁判の宣告はあつたのであります、之に先だちまして、此新聞社が將來執る所の方針を公表致して居りました、併し唯々紙上で其公表を見たのみでは如何かと思ひましたから、國家の責任を執つて居る私共と致しまして、親しく其社長より責任ある言葉を聽きたいと思ひまして、上京を命じて承つたのであります、無論之に付て相談を致したのでも何でもありませぬ、彼の任意の陳述を承つたと云ふことは事實であります、又斯く致すことは、何等差支ない事である、彼の意見を聽くと云ふことは、國家全體より考へまして適當なることゝ私は思うて、之を承つたに過ぎない、是は色々の事實が世間に傳つて居るか知れませぬから、序ながら此事を申上げて置きます、而して此新聞は、どうなつた斯うなつたと云ふ御話でございますが、之に付ては私は今日茲に責任の無い言葉を以て、彼此答辯する必要は無いと思ひます、大體是にて齋藤君の御質問には答辯し得たと思ひます、尙ほ遺漏があれば重ねて……

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　村松恒一郎君。

〔村松恒一郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○村松恒一郎君　今日は質問の通告者も多數にあるのでありまするから、私は故らに辯を好むが爲めに登壇を致したのではないのであります、唯々二三の重要な問題に付きまして、政府の御意見を伺つて、其御意見の次第に依つては、何等かの提案をする場合もないとも限らないのでありまするから、極めて簡單に御尋を致しまするが、御答は成べく明白に願ひたいのであります、第一に御尋致したいのは行政及財政の整理、特に稅制の整理と云ふことに付て、政府の御意見を伺ひたいと思ふ、凡そ是れ等の問題は政界多年の懸案でありましたが、今日まで何れの內閣も徹底的に之を決行したものは無いのであります、でそれは內閣の形式、組織が不完全であるから今までの內閣ではそれは出來なかつた、今回は幸に純然たる政黨內閣が出來たのでありますから、此機會に於きまして、此行政及財政の整理、特に此稅制の整理と云ふ事を行はれて、さうして此天下の人心を新にせらるゝと云ふ事は、必ず御考のある事であらうと本員は信ずるのでありまするが、今日此行政の整理と云ふことに付きましても、既往に於ては主として政費の節約と云ふことが、主眼であつたやう

でありまするけれども、今や此時勢の進運に伴つて必ずしも政費の節約を主眼とするのみではなからうと無論思はれます、隨て必要なる官衙の增設、或は員を進めて局と爲すと云ふやうなことも必要であらうと思ふ、現に本年度の豫算の中にも、二三左樣な事も現れて居るのでありまするが、同時に時勢の變化に伴つて、從來存してある所の官衙を廢合すると云ふことも、亦出來得る事であらうと思ふ、又人員の上から申しましても、從來官僚政治家は、所謂形式政治を行ひ、隨て繁文縟禮の結果、人の爲に人を要すると云ふやうな事からして、多くの冗員を要し隨て事務の進行を却て妨げると云ふやうな今までの狀態であるのです、若しも適材を適處に置いて、相當なる待遇を與へて、さうして事務の進行を圖りますれば、恐くは今日の人員の三分の一を減じても、まだ今日よりは。

〔議長大岡育造君議長席を退き副議長濱田國松君著席〕

○村松恒一郎君　より以上に事務の進行を圖ることも出來るであらうと思ふのである、それに付きましては、彼の文官任用令、此任用令の改正の如きは最早問題ではない、現內閣に必ず近き將來に實行されることを、吾々は確く信じて居るのでありまするが此任用令の改正の實行、同時に此行政の整理を行ふと云ふことになつたならば、確に此目的を達するであらうと思ふ、此事は今の內閣の最も行ひ易い事柄であると信じまするが、果して其御考があるか否や又財政の整理、此時局發生以來、非常に我が財政は膨脹を致して居りまするると同時に此時局の終結を告げた以上には、又大に之を整理しなければならぬ、是は勿論問題ではない、此事は强て御尋をする必要はないのでありまするが、特に此稅制の整理、今日我國の租稅の如く、種類の多い、稅目の多い處は、恐らく世界にたんとあるまいと思ふ、其中には隨分煩雜なる稅目も澤山あるので、徵收する方も不便であり、徵收される方も不便であると云ふ租稅も、幾らも有るのであります、斯の如きものを整理して、成るべく負擔の公平なる主なる稅目に之を合せると云ふ事は、是は確に必要な事であらうと思ふ、又現在所得稅の如きは、法人所得と個人所得との間に權衡の取れない爲に個人の營業者が形式を法人に藉りて、さうして脫稅を謀ると云ふやうな事實は現在あるのである、さうして中流以下の者には稅吏の目に入り易いのであるから自ら苛斂誅求に陷ち、中流以上の者に在つては、容易に調べが著かないと云ふ爲めに、常に多くの脫稅を爲して居る、況や其形式を法人に藉りて、脫稅を謀ると云ふやうな今日の有樣である、即ち下に酷にして上に寬なりと云ふが如き稅法は、確に是は改めなければならぬものであらうと思ふ、若し之を正しく改めましたならば、收入の上に於ても、確に私は增加するであらうと思ふ、さうして一面に於きましても、現在免除の制限は五百圓以下と云ふことになつて居りまするが、當時其法律の制定せられた當時と今日とは、總て此經濟界の有樣も一變致して居る、當時の五百圓と今日の千圓と相對する位のものである、或はより以上と思ふ位でありますから、此免除の制限の如きも、千圓以下は之を免除すると云ふ位なことは致しても宜からうと吾々は考へるのでありますが、是等に付ての政府の御考は如何でありませうか、參考の爲めに之を一つ伺つて置きたいと思ふのであります、それから次には物價調節の問題でありますが、是は昨日以來兩院に於きまして、段々政府の御說明がありまして、大體私共之を承知致したのでありますが、唯々今日まで吾々の伺つた所では、目前の應急策に付ては、多少御計畫を洩されたのでありますけれども、將來に亘つた根本政策の上に付ては、餘り十分に伺ふことの出來ないのは、甚だ遺憾とする所であります、是は私昨年物價調節の建議を提出致しました關係上、尙ほ進んで、少しく御意見を伺つて置きたいと思ふのであります、それは何故であるかと申しますれば今日まで外面に現れた所、並に政府の御說を伺つた所では、昨年此議場を滿場一致を以て通過致した所の、物價調節の建議案の趣意には、まだ少し遠くはあるまいかと云ふ感じを持つて居るのであります、之に就て少しく伺ひたいと思ふのであります、それで昨年の此議場を通過致しました調節建議案なるものは、應急策と根本策と、二つになつて居るのであります、參考の爲めに極く短いものでありますから朗讀を致して見ますが「物價の暴騰暴落を防ぎて常に其平準を保ち國民生活の基礎を安定するは爲政の要訣なり然るに近時物價の暴騰益々激しく國民の生活に苦痛を感ぜしめ且つ生產工業の基礎を危くするに至る政府は宜しく各般の事情を斟酌し輸出品の制限若くは禁止海陸運輸力の敏活、關稅及通貨等の按排を圖りて之か調節を行ひ更に將來に涉りて物價の平準を保つに必要なる政策を定め速に之を實行すへし」是が建議の全文でありますか、之に付きましては前內閣に於ても相當に考慮を致され、相當に努力を致されたやうでありますけれども、不幸にして、まだ十分の滿足なる結果を得なかつたのであります、然るに現內閣に相成りまして、山本農相は又晝夜寢食を忘れて、此事に御盡力に相成つて居ることは、昨日來伺つたのでも明かに分つて居るのでありますが、唯々其御答の樣子で見まするると、今日の此食糧の不足に付て、外米の輸入と云ふことを計畫して居ると云ふ、唯々それだけの事のやうにあるのでありますけれども、唯今朗讀致しました通り、此吾々の建議の趣意は、唯々目前の應急策ではない、將來に亘つての根本策を立てゝ戴きたいと云ふことが、既に前內閣に對しても建議を致した次第である、此建議は昨年の委員會に於きまして、政友會、憲政會、國民黨、の三派の建議の趣意を折衷して作つた所のものでありまして、其當時小委員會を設けまして、横田千之助君、降旗元太郎君、不肖私の三人が委員となりまして、作成した所の案でありますが、此中骨子は、實は主に政友會の案を採つたのであります、就中輸出品の制限、若は禁止、海陸運輸力の敏活、關稅及通貨等の按排を圖ると云ふ、此具體的の文字は、政友會の案を其儘採つたものであります、其政友會は餘程此物價調節に重きを置かれたと云ふことは、其當時の提出者の御顏觸を見ましても、元田肇君、岡崎邦輔君、床次竹二郎君、野田卯太郎君、中橋德五郎君、詰まり政友會の錚々たる領袖諸君が、提出者に御成りになつて居ることを見ましても、餘程重きを置かれて居る、又政友會の四十議會の報告書を見ましても、餘程重きを置いて此事を御書きになつて居るやうな次第でありますから、政友會としては是等の事に付て、必ずや十分の御成案があることであらうと私は信ずるのであります、就きましては、山本農相は此提出者の中に加はつては居りませぬが、詰まり同じ政友會の山本農相は、必ずや此輸出品の制限、若くは禁止、海陸運輸力の敏活、關稅及通貨等の按排を圖ると云ふことに付ては、それぞれ具體的の御成案があらうと本員は信ずるのであります、是等に就きましては、今日まで御述になつた所よりは、もう少し詳細に御意見を伺ふことが出來るならば、吾々は甚だ滿足を致します次第であります、例へば關稅及通貨の按排――此按排と云ふことは、一體どう云ふ意味であるか、昨年委員會の時分にも質問が出ましたが、當時政友會を代表して說明された堀切善兵衛君は、此按排は則ち按排であると云ふやうな御答で、明瞭な御答が無かつたのであります、唯々關稅の按排をどうするのかと言へば、恐らく矢張輸入稅輕減の意味であらうと思ふ、米穀輸入稅に付ての事は、昨冬に勅令で御發しになつたのでありますが、例へば其外に雜穀の輸入稅の免除とか云ふやうなことは、確に是は必要な事であらうと思ふのでありますが、是に付ては政府はどう云ふ御計畫を爲さつて御在になるのでありますか、それを伺ひたい、又此通貨の按排――此通貨の按排と云ふことは、是はどう云ふ意味の事でありませうか、通貨の收縮と云ふことに付ては、昨日大藏大臣は是は出來ないと云ふことに御否認爲さつたのであるが、此政友會案の所謂通貨の按排と云ふことに付きまして、御說明を一つ願ひたいと思ふのであります、尙ほ伺つて置きたいのは、米價の調節と云ふことも無論是は大切な事で、吾々も希望する所でありますが若し單に米價のみの價格を引下げたとしましたならば、一面に於ては又農家は非常に困難を感ずるだらう、何となれば、今日日用必需品は總て非常な高價に上つて居るのに、他の物品は下落せず、獨り米價が下落したと云ふことになれば、是は又農村の非常なる打擊に相成るであらうと思ひますから、吾々の希望する所は、單に米價のみならず、總て一般の物價の低落と云ふことが、吾々の最も希望する所であるのであります、之に付きまして昨日高橋藏相は、自然に放任して置けば、既に下落の徵候を現して居るから、必ず近き將來に下落すると云ふ御話でありましたが、成程時局關係の品物、例へば鐵であるとか、染料であるとか、藥品であるとか云ふ物は、幾分下落したのでありますが、現に十二月の日本銀行の調査に依りまするると、米であるとか、小麥であるとか、大麥であるとか、麥粉であるとか云ふ主要食糧品は、非常に騰貴して居ると云ふことであります其他日用品の必要なる物は、大分まだ騰貴して居ると云ふことであります、單に時局に關係の物が幾分下落したに過ぎない、是は甚だ國民の不安を感ずる

所でありますから、此一般の物價の調節と云ふことに付きましても、もう少し御親切なる御說明を得たいと思ふのであります、又將來に亙る所の根本政策詰まり物價調節の根本政策是が實は建議の主になつて居る、物價の暴騰暴落を防ぎて、常に其平準を保ち國民生活の基礎を安定するは、爲政の要訣なりと云ふのが冒頭にある、其終りには、更に將來に渉りて物價の平準を保つに必要なる政策を定め、速に之を實行すべし——此將來の物價の平準を保つと云ふ事に付ては、どう云ふ御計畫があるのであるか、之を伺ひたいと思ふのであります、又食糧、單に食糧問題と致しましては政府は自給主義を御執りになるのであるか否やと言ふ事を伺つて置きたいのである今日まで政府の御意見を伺ひますると、現在三百萬石以上の不足に付ては、外米の輸入を以て補塡して價格の調節を致すと云ふ御說明でありまするが、此事たる若し是が滿足に行はれる時は誠に結構であるが、外國の食料をあてと致して、さうして現在今日の如く世界の總てが食料の缺乏を致して居ると云ふ場合、即ち一時は闇買にしましても、柴棍にしましても、東京にしましても、皆な輸出禁止を致して居つたと云ふやうな有樣で、若し將來も外國の輸入米を賴みますると云ふ事であれば、平和の時代に於ても、非常なる不利益を受けることがあらう、即ち其外國の農作地か凶荒であるとか、或は其の他の理由に依つて輸出禁止をすると云ふ時には、非常なる困難を感ずるのでありまするから、出來得べくんば、食糧は自給主義に依ると云ふことでなければならない、で無論此食糧の增殖を圖ると云ふことに付て、或は未開地を開拓するとか、或は米の種類を改良すると云ふやうなことも必要でもありませうが、其以上不足の場合には、外米に依ると云ふことと、絕對に自給主義に依ると云ふことでは、其施設經營の上に非常なる相違があらうと思ふ、で是等に付て政府は如何なる御考を御持になつて居るのでありまするか、最近政府は地方に多くの人を出して、食糧增殖のことに付て、色々御調査を爲さつて居るやうでありますか、其御方針は即ち此自給主義の爲めに、其自給主義を確立する爲めに調査をなさるのであるか、唯々單に食糧の出來るだけの增加を圖ると云ふ趣意で、御調査を爲さつて居るのであるか、是等が餘程將來の施設經營に異なる所があらうと思ひますから、それに付ても少しく御意見を伺ひたいと思ひます、要するに此現在の米價は容易に未だ下落の樣子が見えない殊に全國の米穀取引所聯合會の意見書を見ても彼の外米の代用の如きもの許りではいけないと云ふ意味をずつと書いて居りまして、さうして「政府は外米代用制度の實施と共に外國米及雜穀の輸入獎勵酒造制限其他消費の調節代用食の勵行雜穀の輸出制限等必要なる根本政策を樹立し之が決行に努めらるべきは信じて疑はざる所なり若し夫是等の根本政策を閑却し獨り外國米代用の制限に多大の期待を囑せらるゝが如きことあらんか食糧問題就中米價調節のことに付ては却て意外の結果を生ずるの惧なきを保せず」斯う云ふやうな意見書を出して居ります、是も大體に於て私は同感であります、是等の意見に付ては、政府はどう云ふ考を御持ちになつて居るのであるか、是も倂せて伺ひたいと思ひます、其御意見を伺ひました結果に依りまして、或は吾々は何等かの提案を致す場合もあるかも知れませぬので、成たけどうか御懇切な御說明を願ひたいと思ふ。

〔拍手する者あり〕

〔副議長濱田國松君議長席を退き議長大岡育造君著席〕

○議長（大岡育造君）　高橋大藏大臣。

〔國務大臣男爵高橋是淸君登壇〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君）　唯今村松君より御質疑がありまして、其中稅制整理財政整理と云ふやうなことで專ら此所得稅の事に就て御意見がありました、誠に貴重な參考の材料なりとして、記憶に存する積りであります、常に當局に於きましても、稅法の改正とか、或は徵稅の手續とか云ふことに付ては成べく迷惑の掛らないやうに、簡便になるやうにと云ふことは、研究は常に怠らないで居るので、それ故に御述になつた事柄は、參考として確に記憶に存します、又此物價調節の事に付きましては、此建議案の言葉の意味等に付て、どう云ふ意味であるかと云ふ御尋ねがありましたが、是は付松君は、此建議案の提出者の一人と云ふことを御述になりましたから、此建議案の意味を、政府に向つて說明せよと云ふ御趣意ではないだらうと考へる、此建議案に就て政府は如何に考へて居るかと云ふ御趣意と考へる、此建議は物價の暴騰暴落を防ぐと云ふことが冒頭にある、物價の暴騰暴落を防いで常に其平準を保ち國民生活の基礎を安定するは爲政の要訣なり、是は先づ此戰爭の間に於て、如何にも總ての物品の價が騰貴して居る、さう云ふ場合に於て、斯う云ふ必要を感ぜられて建議をされたのでありませう、此戰爭の經驗に依りまして、多くの物が生產高を制限され、或は其價を限定せられたと云ふ例は、歐米に多いのであります、是は即ち時局の爲めに、個人の利益は國家の爲めに犧牲にすると云ふことからして、國の力を以つて行つたことである、其經驗の後、今日でも戰爭が濟んでも、或物は矢張り國が經營した方が都合が好いと云ふやうな說を、盛んに述ぶる者もあるのである、併し多くは矢張戰爭が濟めば、戰爭前の如く、各人の營業、各人の自由の競爭に委すが宜いと云ふ說が、矢張多いのであります、凡そ物價の暴騰暴落と云ふことは、人智が進んで發明が著しくなるに從つて、防ぐべからざる事であるのである、或時には急激に來る場合もあるのです、機械の新發明、或は化學其他の方法の新發明と云ふやうなものがありまして、從來の機械、從來の方法で造つて居るよりは、著しく安く出來るとか云ふやうなことが往々あるのであります、寧ろ平時に於ての發明の進步は、實物を安くする方でありますが、又一面に於ては、富の增進と共に人の欲望も增して、或時は一時に或特殊の物品に向つて需要が盛んになつて、一時非常な騰貴をすると云ふ變動が間々ある、併し爰にありますのは生活上必要品に付て、成るべく暴騰暴落の無いと云ふ希望から成立つた建議案と思はれます、例へば我國に於きましても、鹽は政府の專賣になつて居ります、官營と云つても宜しい、此戰爭中他の物價は非常に暴騰したにも拘らず、鹽の如き或は政府の經營に係る所の煙草の如きは、割合に他の物と同じやうに高くならない、鹽の如きは殆ど昨年は其天候の爲め不足を生じた、種々の苦情はありましたけれども、價に於ては他の物品の如き變動はしない、斯う云ふ點に於て官營が良いと云ふやうな說は、歐羅巴の此戰爭の實驗に依つて、段々國營をした經驗上からして、さう云ふ論を立てるものもあるのであります、併し矢張り個人の自由に委すが宜いと云ふ說が多いやうであります、それから此通貨の按排とか云ふやうな事に付て、どう云ふ考を持つて居るかと云ふ御尋であつたやうであります、通貨の按排と云ふ事が物價に關して申しますると例へば銀行の貸付の方針として、若し放漫に流るれば危險な仕事も起る、投機の風を促すと云ふやうな譯で、それが間接に又物價に不必要な影響を及ぼす、さう云ふ事は愼まなければならぬ、戒めなければならぬ是は或場合に於ては、國として餘りに其國に通貨が即ち資本が多くて資本が安くなつて、資本を粗末に使ふと云ふやうな傾向のある時には、證券を發行して其遊んで居る資金を市場から吸收し、以て資本の濫費することを豫め防ぐと云ふやうなことは、從來獨逸あたりでは熾んに實行して居つた方法であります、通貨がさう云ふ點に於て、物價と關係が無いと云ふ譯ではありませぬ、通貨按排と云ふことの御不審でありましたが、其意味は蓋し此に在らうと思ひます、果してさうでありますれば、現政府は矢張市場の金融を調節する上に於ては、十分意を用ゐて、資本の濫費されぬやうに注意致すのであります、それから此物價の根本政策に付て御尋でありましたが是れは御演說の前後をよく考へますと、主に米のことのやうに承りました、矢張米のことでありますか

（村松恒一郎君「はい」と呼ぶ）

此米の事に付きましては、昨日も農商務大臣から縷々政府の所見を述べられましたが、此自給主義を執るとか、或は輸出の制限主義を執るとか云ふことに付ての問題は、私より農商務大臣から御答した方が御滿足だらうと考へます、是で私は……

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

○國務大臣（山本達雄君）　私の立場よりして、御質問に對しまして御答申しますことは、物價調節と申しまするよりも、寧ろ米價に關係のございますることであります、故に其事に付て、御答致して置いたことでございます、而して米價の上に付て、永久的或は今日に應ずる一時的、斯う云ふことでございますが、今日は如何にも米が不足でございまして、且つ高いのでございます、故に外國より輸入を仰ぐといふことは勿論のことでございまして、それに付きましても、色々苦心の狀態を申述べて置いた次第でございます、併し外國より唯々輸入することを以て專一とするかと申しますると、それも固より心配しなければならぬが、又內に於ても大に自制し、又政府の爲し得るだけのことは、此米の不足を補ふことの途を取らなければならぬと云ふ考を持つて居ります、隨ひまして此近き間に於て、米及麥の關稅撤廢

の事は、事後承諾を求めると云ふことになつて居ります、それと同時に又雜穀、大麥、小麥、粟其他に付ての雜穀等が、此際に於ては關稅を撤廢して、外國より成るべく這入つて、さうして米の不足を直接間接に補つて行くと云ふことをしたいものであると思うて、是も諸君に御協贊を仰ぎたいと云ふ心得であります、それから又食糧の自給に付きまして、根本に付きましては、何しろ我國は人口が著しく增して參りまして、今日年々七十萬有餘の人口が殖えるのであります、是に伴ふだけの考は、開墾事業、食糧品の供給を圖ることに付ては、御互に努めなければならぬのでございます、それ故に此度此開墾事業は——我國に於きましては、未開墾地が約二百萬町步程あるのでございます、故に此中で成べく開墾の便利の法を設けまして、さうして開墾事業を盛んにしたいと云ふ心得でございます、是も諸君の御同意を得て、國庫より補助を致し、さうして開墾事業を獎勵致して行きたいと心得でございます、斯くして參りまして、官民共に相努めて參りましたならば、十數年の間には、相當なる未開墾地より、米及食糧品となるべき物が裕かに出來て、自給の途を立てることは、餘り六ケ敷くないことゝ思うて居ります、是も近日御協贊を仰ぐことに致しますのでございます、其他農商務省としては、食糧品の自給を圖ることに付きましては、色々耕地整理を改良すことに付きまして、或は畜產を獎勵することに於きまして、色々諸君に向つて御贊成を願ひたいと思ふて居る次第でございますから、其場合に於きまして、尙ほ說明を申上げることゝ致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　正木照藏君。

〔正木照藏君登壇〕

〔拍手起る〕

○正木照藏君　主として交通の事に付きまして、四五點政府の所見を伺ひたい事がございます、時間も切迫して居ますのでございますから、成べく簡單に述べる積りでございます、御承知の通り、交戰狀態も事實上既に終熄致しました形になりましたに付きましては、戰爭の爲めに極めて必要と致して居ります船舶の必要に付て、大分緩みが生じて參つて居ります、既に我國より米國に對して貸置きました所の十五萬噸の船も、先方から返して參ると云ふことになつて居るやうにも承つて居る、又最近の外國電信に依つて御承知の通り、英吉利に於きましても、外國人に對して造船の禁を解き、又國有の船舶の處分も始めて居る、米國に於ても同斷、澤山の中立國等の船を傭つて居つたものも追々解傭しつゝある、又國有の船舶の處分も始めて居ると云ふやうな次第でございます、內地に於きましても、追々と船の價が下つて參り、一時は一噸に付て九百圓千圓迄唱へて居つたものが、今日は或は四百圓三百圓にも下つて居る、傭船料運賃の如きも、一時より半額以下に下つて居ると申す形に相成來つて居りますが、之に反して造船の業は、矢張依然として盛んに相當に繼續して居る、年々五十萬噸乃至六十萬噸の船が出來つゝあると云ふことになつて居りまして、差引致しました所、追々船は餘つて來る形になり來つて居りますが、此際政府は尙ほ此船舶管理令——戰時中に定めました船舶管理令を、其儘に存續すると云ふことを必要とせられるか如何、彼の管理令には、講和條約調印の後一箇年間有効であると云ふ條が附いて居る、其儘に置いて置けば、講和條約調印の後、一箇年間効力のあるものとなるが、斯の如く狀勢が變化して參つて居るに拘らず、政府は矢張之を其儘に存續して置くと云ふことを、必要とせらるゝか如何と云ふことを承りたい、或は法文は其儘に置いても、是れの活用に方つて、手心を用うれば宜いでないかと云ふ說を做す御方があるか知れませぬけれども、斯の如き事は所謂官僚式の事でございまして、甚だ取らぬ所である、要らぬものは早速廢しなければ、當業者が要らぬ迷惑を被ることがある、政府は願書が來れば、相當の處分をしなければならぬ、無用の官吏を養はねばならぬと云ふ結果になる、政府の御考は如何か、一言之を承りたい、其次は遠洋航路補助の事でございますが、是は現命令唯今の契約は、本年十二月三十一日を以つて完了するのである、即ち來年から命令が無くなる、であるから政府は之れに對して、豫算外國庫の負擔となる契約として二箇年間の案を出されて居る、航路使用船舶補助金等の額も、殆ど現行の儘に定め置かれて居る、其の現行のものは何時拵へたものであるかと云ふと五箇年以前に拵へたのであります、五箇年前に拵へた案を其儘三箇年繼續せんとする御考であるか如何である、通常の場合に於ても、五箇年經てば命令の改廢整理等はやらなければならぬ、況や此四五年の間は、申すまでもなく大變な世界の形勢が變化して居る今日である、それに五箇年前に拵へたものを其儘用ゐんとする御趣意は如何、而も二箇年間用ゐんとして、是で世界の形勢に順應が出來るか如何、現內閣は交通の發達と云ふことを政綱の一つとして居る、交通の發達は鐵道の普及に止るものではない、遠洋航路の發達の如き、最も講じなければならぬのである、斯の如き場合に五箇年前に拵へた法を、更に二箇年間之を其儘にやらんとする御趣意は如何である、是で世界の形勢に順應が出來ると云ふ御考であるかどうであるか承りたい、殊に又此事に付きまして、遞信次官が新聞に話された記事に依りますれば、二箇年と書いてあるけれども、實は一箇年でも宜いと云ふことを仰しやつて居る、斯樣な掛値のある案か如何、政府は二箇年と云ふことに付て、確信を持つて居るのか持つて居らぬのかと云ふ事を承りたい、其次は造船獎勵の事でございますが、是は現行法律は中止されて居る形になつて居りますが、其儘に置きますれば、當年の十二月三十一日には滿了してしまふ、無くなつてしまふ法律である、其以後に政府は斯の如き造船に對する獎勵の途を、講じなくて宜いものと云ふ御考であるかどうであるか、私が昨年議會に於て軍事工業動員法案の委員會に於て、戰爭の爲めに色々特別の船が要るが、之に對して御考ほどうであるかと申しましたら、其時の遞信大臣は、造船獎勵法を改正して其途を付けると云ふ御答であつた、軍事工業動員法は通過して、それ〳〵著手されて居ります、此點から考へましてもどうしても造船獎勵に對しては、相當の御考が無ければならぬものと私は考へる、或は當議會に於て、政府は相當の案を立てゝ協贊を求むる御考であるか如何であるか承りたい、其次は是は少しく交通問題とは違ひますが「ウヰルソン」大統領の提議されて居る第十四箇條の中に、海洋の自由と云ふ問題があるやうに承つて居ります、外務大臣も其事を御話になつて居る、是は極めて海國の日本の爲めには重大なる問題である此海洋の自由と云ふ問題に付ては、解釋が色々になつて居ります、今の政府は之に對して如何なる解釋を下して居らるゝか、進んで御意見も承りたいのであるけれども、此意見は言ふ事が不利益であると云ふ昨日以來の御答辯であつたから、是は求めませぬが、此問題に付ては、既に外國電信にも著しくあります通りに、英、米、佛、此三箇國の問題になつて居る「クレマンソー」の如きは、即ち佛蘭西の議會に於て其事を言うて居る、彼等の間に於ては、色々の交涉が成立つて居ることゝ私は信ずるのである、是は別に政府の御意見を伺ふのではない、即ち如何なる消息になつて居るかと云ふ事に付て聽きたい外務の當局は定めて御承知の事と思ひますから御聽申したい、非常に必要なる問題であるから、どう云ふやうな狀況に立至つて居るかと云ふ事を承りたいのである、今一點は沿岸貿易に關する事である、是は先年日本の船が印度に向つて航海を開いて、關貿から「カルカツタ」に至る間に於て貨物等を運搬致したときに、圖らずも英吉利の船との間に競爭を起して、彼等は日本自身に於ては沿岸貿易を禁じながら其日本の國の船、而も有力なる政府の補助費を受けて居る會社の船が參つて、印度の沿岸を荒すと云ふ事は甚だ不公平である、不當であると云うて、英國議會の問題とまで相なつて居つた、蓋し此度の講和會議に於いて經濟問題の出ました時には、必ず此の問題が再發する事であらうと信ずる、神戶大阪あたりの當業者は、既に其のことを講和大使の隨行員に御話を致して居る、之れに對して政府は如何なる考を御持になるか承りたい、それから其の次は電話電信のことに付いて伺ひたい、近來電話電信の機關が甚だ圓滑を缺いて、昨年の秋から冬に掛けては、電信を汽車に乘せて運送する、至急電信でも汽車に乘つて配達すると云ふやうな狀況であつたことは、諸君も承知であらうと思ふ、電話の如きも中々至急電話を掛けても通じない、朝掛けても、晚まで掛かると云ふ狀況であつた、現遞信大臣御就任の初めに於いて、第一に於て救濟の途を講ぜられ、四百萬圓でございましたか幾萬圓でございましたかの大金を國庫から支出して、懸賞的の方法を以つて働かせる、能率を進める方法を御執りになつたと云ふことは、諸君も御承知のことと思ふ、それに依つて大分狀況が改まつて參つた、即ち平素であつたら朝遲く出る人間も早く起きて來る、風邪を引いて休む人間も休まずに出て來る、大變能率が進んだと云ふことを承つて居りますが、私は之に對して、日本の電信電話に從業して居る人間、多くは役人で、判任官、奏任官と云ふ者は、斯の如き卑劣な品性を持つて從業し

て居るかと云ふことを疑ふ、甚だ悲むのである或は遞信大臣は、一時の方策として其の効があつたかも知れませぬが、斯の如きことは續けてやるものでもなく、續けてやるべき性質のものではないと思ふ、今後果して遞信大臣は、斯樣な方策を續けて御執りになる御考であるか、果して然らば、電信電話のみならず、鐵道等の即ち官業の從業員にも、皆な其方法を及ぼさんとする考であるか、「ボケット」に金を入れて、さあ働けとさう云ふやうな方法を御執りになる御考であるか、如何であるか承りたい、今一箇條は外米運搬の事である、農商務大臣は外米管理令を廢したのではない、必要があれば使ふのであると斯う云ふ御話であつたやうであるが、何時頃から使ふのであるか例へば百萬石の米を運搬する、三百萬石の米を運搬すると申しても、つい大阪から神戸に持つて來るやうな譯には行きませぬ、百萬石を運搬するには、三千噸の船が三十艘だけ要ります、蘭貢から來れば二箇月も掛る、愚圖々々して遲くなれば間に合ひませぬ、何時頃から之を御遣りになるか、運搬に付ては如何なる御考があるか、是が承りたい愚圖々々して居ると、或は米を買付けても持つて來ることが出來ぬと云ふことを虞れる、此事に付て農商務大臣は、運送上に付て如何なる御考があるか、それを承りたい、私の問題は以上に止めます。

○議長(大岡育造君)　野田遞信大臣。

〔國務大臣野田卯太郎君登壇〕

○國務大臣(野田卯太郎君)　唯今正木君より御質問がありましたが、第一に管理令であります、是は今直ぐに廢する意思はありませぬ、是が第一、第二は遠洋航路の補助を是までの通りにして置けば、各國との競爭云々、此邊の事が能く分りませぬが、正木君は此上にまだ金を餘計やつて宜いと云ふのでありますか。

○正木照藏君　左樣な考でございませぬ、金を出すこともある、或は新に航路を開く途もあらう、二箇年も其儘にして置いて宜いか、五百萬圓の金を、もう少し減らすことは出來ませぬかと云ふ考も含んで居る

○國務大臣(野田卯太郎君)　是は正木君は御承知であらうと思ふ、殊に船の事には委しい事であるから既往五箇年間云々と言はれるが、運賃は如何ですか此戰爭で非常に運賃が上つた時、四分ノ一位で命令して積ませて居つた、今の運賃に比すると、命令航路はまだ安い譯であるから、さう無駄に金を遣るものではないと思ふ、而してです、正木君のやうな人であれば、さう云ふ事を言はれる譯はないと思ふ、命令航路を改めると今云ふならば、此戰が濟んで講和が出來て、而して後やるのが適當なりと思ふ、それで是は二箇年間繼續する積りで居ります、次官が新聞で云々とありましたが、是はさう言つても政府は二箇年間御協賛を經なければならぬと思ふ、それから第三に造船奬勵繼續、之を繼續する意見ありや否やと云ふことでございますが、是は本年で法律は消滅しますが、更に之に付ては考へて居ります、併ながら如何に考へて居るやと云ふ御尋があつても、今日は明言し兼ねます、さう御承知を願ひたいと思ひます、それから船の事がもう一つありましたな、沿岸航路、是は正木君の言はるる通り、今度の講和の問題にもなりませうが　少し狀勢を見る積り、是が爲に海運業者から、今度の講和に付ては近藤君が出張されて居る、餘所が總て御互でやらうと云ふならば解放して宜い積り、其狀勢を見るまでは、今日存廢の事は遺憾ながら御確答出來ませぬ、それから電信電話のことでありますが、是は御承知の通り少少無理かも知れませぬが、身體を損するやうにまでひどくやる積りではありませぬ、懸賞と云ひますから非常に無理に使ふやうに思はれるぢやらうけれども、そんな事はありませぬ、又總ての機械が整備すれば此法を改むるかも知れぬ、要するに長くやる積りでございませぬから、左樣御承知下されんことを希望します。

〔拍手起る〕

○國務大臣(子爵內田康哉君)　議長。

○議長(大岡育造君)　內田外務大臣。

〔國務大臣子爵內田康哉君登壇〕

○國務大臣(子爵內田康哉君)　唯今正木君より、海洋の自由の事に付て御質問がありましたが、此問題は未だ正式に提議されて居ませぬ、如何なる形で此問題が出るかと云ふことは、此處で申上げ兼ねます此問題は正木君の申されました通りに、誠に重大なる問題であつて、國防の上にも、通商の上にも、至大の關係を持つて居る話であります、それ故に歐洲に於ける各國の今度の講和に參列すべき者の間にも非公式の話はありつつあることと思ひます、多少の情報も得て居ります、是は先方の許しを得ざる限りは、爰に公言することも出來ませぬ、左樣御承知を……(拍手起る)

○國務大臣(山本達雄君)　議長。

○議長(大岡育造君)　山本農商務大臣。

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

○國務大臣(山本達雄君)　私よりも御答を致します唯今政府に於ては、管理令が活きて居る、故に若し必要が起つたならば、其管理令を以て政府が或は米を買ひ、或は外へ出すと云ふことを昨日申述べました、所で米を運搬するのに付ては、大變な時が掛り噸數が掛る、故に何時必要があるかと云ふ御尋で、意外なる御尋を受けたのでありますが、私が昨日申述べて置いたのには、必要があればそれをやるのでございまする、今日はまだ必要を見出しませぬと云ふ意味に於て申したのでございます、必要があつてそれをやりますならば、其時に於て初めて船の用意と云ふものが出來るのでございます、其船の用意なるものは、私よりも遞信大臣の方が主な事でありまする故に、其事を以て手段を作るのでございます、併し唯々私が爰に申して置きますのは、成程蘭貢あたりより米を持つて來るのは、中々容易ならぬ噸數の船を要する――要するでありますが、昨年前政府に於て行ひましたる、管理令を以て行ひましたる月は、四月の末からでございます、四月の末から持つて參りまして、政府許りで三百三十萬石の米を持つて參りました、而してそれはどう云ふ時であるかと云ふと、最も船腹の不足な高い時分でございます、此不足な高い時分に、四月の月に入つて段々やりましたのが三百三十萬石、今日は其時より餘程噸も空いて參つて、運賃も安くなつて居ると云ふことは、數十年船に御經驗になりまする正木君に於ては、十分に御承知でなければならぬ筈と思ひます、玆に……

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君)　北井波治目君。

〔北井波治目君登壇〕

〔拍手起る〕

○北井波治目君　昨日來國務大臣に對しまする質疑應答が數多ありまして、私の承はらうと云ふ點も略略判明した點がございまする、且つ時間も移つて居りまするから、極めて御尋の趣意を簡單に申上げて伺ひたいと思ひます、第一に內閣總理大臣に承りたい點は、文官任用令の事でございます、先づ御尋申す要旨を申しますれば、文官任用令を政府は改正する必要ありと御認めになるか否や、或は全廢すると云ふ御意思は有るや否や、若し改正の必要ありとすれば、其改正すべき範圍は、如何なる程度に擴張される御趣意であるか、又何時に御改正になるか、此三點に分けて總理大臣の御說明を願ひたいと、申しまするのは、現內閣の成立は、過去數多內閣の成立よりも、餘程其趣を異にして居るやうに私は考へまする、從來の內閣と異に致しまして、所謂政黨を基礎とする所の內閣でありまして、多年在野に於かれまして政黨政治を主張し、主張政策を高唱されて居つた、されば今日此內閣の變動に付きまして、現政府が成立するに付きましては、吾々始め國民の多數は、現政府に向つて多大の希望を持つたのであります、惟ふに此政府は幾多從來の宿弊を一洗して、必ず各方面の政治――政務に於ける廓淸を遂げてから、人心を新にするであらうと云ふ事を、吾々は期待したのであります、而して成立後既に四箇月餘、未だ本員は是と申して、現政府が國民の人心を新にする程の大政策を、行つたことを見ぬを遺憾とするのであります、惟ふに如何に現內閣諸公が有爲手腕がありましても、其閣僚の僅に十名內外、若くは特別任用令の數輩の方が內閣に居られて、政務の局に當つて居られても、多年の事務を十分に貫徹するやうに行ふに付ては、此人達のみを以て行ふことは出來ぬだらうと思ひます、如何に法律規則がありましても、主義政綱の宣言等がありましても、之を行ふべきものは、要するに人に在るのであります、敢て政府の事業のみと言はぬ、民間の事業に於ても亦然りであります、果して然らば先づ以て何故に政府は第一に文官任用令の御改正をなさらぬのであるか、或は之を全廢し、若くは其範圍を擴張して、而して數多有爲の同志の人材を御登庸になつて、各方面に之を入れまして、而して政務の刷新を爲さらぬのでありますか、惟ふに多年先輩の政治家は、此主義を以て主張されて居りまして、政黨內閣では、此事は行はれると思つて居つた、國民は之に依つて長らくの藩閥、若くは官僚の弊を一掃することが出來ると思つたのであります、然るに何の見るべきものがない、如何にしましても、此點を本員は甚だ遺憾に思ふのでございます、故に願くは此改正の範圍は、言

ふまでもなく、高等官三等に何年間在らずんば、高等官二等になることが出來ぬ、其他の斯く窮屈極まる、所謂從來の藩閥若くは官僚の擁護とも謂ふべき文官任用令に對しては、何故に現政府は先づ以て之に改正を加へぬのでありますか、道路聞く所に依れば、政府が此改正の必要を認めて、調査研究されると云ふことを本員亦耳にする．去りながら調査研究と云ふことは、歷々從來の官僚政府が言つて居る、何か尋ねれば調査研究の上、而して一時を遁れて一年二年三年を經つて、其事が御流れになることは、數多例があるのであります、政友會――大政黨を基礎とした此内閣に於ては、此文官任用令に付ては、常に從來に於て御研究御調査になつて居ると思ふ、何が故に速に此事を御實行にならぬか、故に改正の必要はあると云ふが如き御答辯では、本員甚だ滿足しない、何時如何なる範圍に於てさるると云ふことに付て承ることを得たならば、自分の光榮とする所であります、是が總理大臣に對して伺ひたい一點であります、次には内務大臣に伺ひたい、一應御尋申す要旨を申しますから、其點だけを簡明に答辯を得ますれば宜しうございます、昨年起りました米騷動事件の原因は、現内務大臣は其理由を如何なる點に在ると御認めになつたか、而して斯の如き騷動は、將來も起るやうな虞ないと思召すかどうか、現時の狀態に於きますれば、彼の當時より米も高く、殊に世界戰亂の結果と致しまして、生活難を來しましたし、思想の變化が數多ありますから、事が起つてからでは仕方がない、事が起つて御手許金の下賜、富豪の寄附、或は制度の調査研究、是は甚だ手緩いのであります、晩いのであります、故に當時の米騷動に於きまする原因は、今の政府は如何なる理由から起つたものであるか、言ひ換へれば米が高く、窮民が生活難の爲めに起つたものと思召すか、尙ほ是は他に原因があるのではないか、大に思想界に原因するのではないか、若し米が高い爲めに起つたものとすれば、今日の一層高い時に何故起らぬのであるか政府は惟ふに此事に付きましては、充分御研究になつて居ると思ふ、當時曩の水野内務大臣に本員は承つた時分に、曰く、原因は未だ不明である、專ら豫審中である、裁判中である、斯う答へられたのでありますが、今日は各方面の米騷動の事件も、大略濟んだやうに承つて居りますから、今日に於きましては、其當時の原因は如何なるものだと云ふことを、吾々國民は聽きたいのであります、以て將來を警めたいのであります、而して斯の如き問題は再び生ぜざる爲めに、是は第二の質問であります、斯の如き問題の起らぬ爲めに、政府は今如何なる方策若くは手段を御執りになつて居るか、斯う云ふ事を承りたい、第三に於きましては、萬一斯の如き手段を御執りになつても、或は何時不祥な事が起らぬとも云へぬ、今日世界の狀態國民の狀態物價暴騰の狀態から見ますれば、如何に政府が御努力になつても、如何なる事が突發せぬとも云へませぬが、其際に於きましては、如何なる方法を以て鎭撫するのであるか、此點に付て前水野大臣の答は斯う云つて居る、警察は群衆の蜂起して來た時分に於ては、到底之を鎭壓することが出來ぬ、警察は平素の治安を維持するに足るのみでありますから、群集が蜂起した時分には軍隊を以て之を鎭壓するより仕方がない、僅かの群集の蜂起した爲めに悉く軍隊を以て之を治むることは、甚だ吾々國民は好まぬのでありますが、併ながら彼の米騷動の時を想起致しますれば、軍隊を以てやるより仕方がない、今の内務大臣は若し事あつた時分には、如何なる手段方法を以て之を鎭撫される方針であるか、是は吾々は承りまして、國民として安心を得たいのであります、若し此の點に付て充分なる手段方法等を、今日に於て御計畫抱負が無いに於きましては、吾々國民は、惟ふに安心することが出來ぬだらうと思ひます、此三點に付て伺ひまして何卒内務大臣が――前のを繰返して申しますれば、米騷動の原因は斯う云ふ譯である、而して現時は斯う云ふ方策を執つて居る、事の起つた時分には、斯の如き方法を以て鎭撫すると云ふことに付きまして此議場に於て宣明を得たならば、國民は安心するだらうと思ひますから、此點に付て質問致します、次には陸軍大臣に極く要領のみを申しまするが伺ひたい、それは西伯利出兵の事でありまするが、西伯利出兵の是非の事は申しませぬが、其方法であります今回の出兵は、以前の日淸若くは日露の事件とは異りまして、其出兵の方法を見ますると、先刻露領出兵の經過と云ふものを御廻し下すつて、先刻見ましたが、三箇師團許りでありまして、七萬幾らかが出て居る、而して今還しつつあるのは斯うである、斯う云ふ風になつて居りますが、本員が各方面で聞く所に依りますと、今度の出兵の方法と云ふものに付きまして、第一に伺ひたいのは、各師團の全國の管區から樣々に僅かづつ取つて、之を編成されたやうな形跡がございます、是はどう云ふ譯でありませうか、故に或村に於きまするると、或兵員があります、其中十人の中一人、二十人の中二人と云ふやうに、拔き〳〵に取つて編成さるる、例へば小倉師團に吾々の知つて居る、東京の第二衞戍病院の衞生隊を附けてやる、拔き〳〵に在鄕軍人を取りましたものでありますから、人民が疑ふのであります、是は併し何かの政府の御都合に依ることでありませうが、此村に十人二十人の在鄕軍人が居るのに、一人二人取る、甚だ其點に付て疑惑を懷きます、何故に斯う云ふ召集方法を執られたか、さうせずして師團々々に於いて全部御取りになつて、さう全國から妙な方法で御取りにならない方が宜からうと思ふ、道路之れを云ふ、是れは休職の將校を慰安する爲めに、斯の如き結果を生じたと云ふのでありますが、斯の如きことはあり得べからざることと思ひますが、如何なる理由に依つて、各師團の管區より區々に取つたのでありますか、申すまでもなく、兵役の義務は租稅に優る血稅であります、若しも其の點に付きまして一步でも誤りましたならば、或は召集の必要が無いのではないか或は召集の方法が多少偏頗に流れ、公平を缺く如き事柄が、一般國民の疑惑を懷かしめたならば、出兵軍人の士氣に關することでありますから、何卒此點に付きましては御懇切に承りたい、其の次は今回の出動に付いては、申上げるまでもない僅かの兵員で、三箇師團でありますから、多數の兵でありませぬ。然るに豫後備を大分御取りになつて西伯利方面に出兵して、目下其寒氣と鬪はして居ります、御承知の通り豫備後備は、三十歲から四十歲近いものであります、悉く妻子を有する一家の中心人物であります、其者を動員令に依つて拔く、其中には業を罷め、職を廢し、中に離散する者もありますが、兵役は國家に對する義務でありますから、如何なる悲慘にでも忍びませうけれども、此點に於ては、餘程當局者としては餘儀ない時分でなければ行ふものでない、我國の常備軍を見ますれば、隨分多數ある、今回西伯利に出した數萬の兵の爲めに、豫後備の如き、殊に後備の如き齡の行つた者を澤山送つて寒氣と鬪はせて、日々凍傷凍死を生ずるのは事實である、其殘つた第一に家族及其關係人が、如何に内部に於きまする悲慘の狀況に在るかは、申すまでもない事であります、私は陸軍當局者は何故に現役を先づ遣つて、豫備後備を内地に置く方法を執ることが出來なかつたか、或は種々な事情がございませうが、それで足るならば、是非さうして戴いたならば、國民の兵役の義務が圓滿に行きはしなかつたか、我國の國民の忠勇なる、決して軍事に就ては吾ひませぬ、本員の言ふのは珍しいのであります、併ながら出征軍人の後ろに於きましては、數多斯の如き齡を吾々は聞くのであります、是は將來の爲めでもありますから、是非共さう云ふ方法に付きましては、承つて置きたいと思ひます、現在の豫後備は、承る所に依ると、西伯利出兵の半分以上行つて居ると云ふことを聞いて居ります、其事に就きまして陸軍召集令を見ますると、第三條には、師團長が之を召集すると云ふことになつて居ります、動員令に於きましても、充員動員、或は演習動員、或は臨時召集悉く師團長に在るのであります、故に師團長が召集すべきものならば、師團々々でやるべきものであるそれを全國の管區から豫後備を集めてやると云ふことは、此間に陸軍に於て餘儀なき事情があつたと思ひますが、何卒此點に付て拔き々々に召集して集めた理由、及豫後備を直ちに斯の如き處に出兵せしめて、現役を内地に置くと云ふやうな方法の御採りになつた理由に付きまして、國民の安心するやうに――想ふに陸軍に於ては相當理由ある事と思ひますから此點を承りたい、私の質問は此數點であります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 原總理大臣。

〔國務大臣原敬君登壇〕

○國務大臣（原敬君） 唯今北井君より二三點の御質問がありましたが、其中任用令改正の事は、私より御答するやうにと云ふことでありますから、之に御答致しますが、任用令は、政府に於ては改正しやうと云ふことを考へて居りまして、目下調査中であります、併し如何に改正するかと云ふことは今日――調査致して居る今日に於ては、具體的に爰に申上げ兼ねます、又何が故に眞先に改正しないかと云ふ御議論でありますが、隨分やらなければならぬ事が澤山あります、どうも僅か此所二三箇月の間に、種々なる事を同時にやることは出來ませぬから、改正す

ると云ふ方針は前から決めて居るけれども、是が調査を致させまして、此案ならば適當と云ふことに決めますには、多少時を要すると云ふことを御諒承を願ひたい、併し是は何れにしても、さう久しからぬ中に相當なる改正を致さうと云ふことは、爰に申上げて宜しいと思ひます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　床次内務大臣。

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　北井君に御答致しますが、米騷動の原因は何であつたか、是は今まで人を出して其復命に依つて御答する譯ですが、それも今日は書類を持つて居りませぬから、私記憶致して居らぬので委しくは御答が出來ませぬが、記憶に殘つて居る所の大體を申上げます、直接の原因と認める事は――認めらるゝ事は、米價が俄に高うなつて、生活上の不安を感じたと云ふことのやうです、それから世に謂ふ成金の其の我儘なる行動が不滿を感ぜしめて、反抗心を刺戟して居つたらうと云ふのが一つ、それからそれ以外に段々戰時歐羅巴に於ける狀況などが頭に入つて居つて、旁々幷階級的に反抗する思想があつた所に、今のやうな事になつたものだから、是も刺戟した一つではないか、それから特殊部落と世に申す[illegible]の處では、豫て此一種の僻んだ思想を持つて居る、それが此際勃發したのではないか、又一つには單に生活の問題許りでなく、豫て自分等の位置待遇上等に付て不滿を抱いて居つたのが、原因となつたのではないかと云ふことであります、必ずしも是が的確に唯一の原因であると云ふことは申さぬやうです、處に依つて事情を異にして居りますから、其事情を異にした所から推察した今のは議論でありますが、將來はどうか、今の樣子で斯の如き事が再び起らうとは考へて居りませぬ、起つた時はどうするか、起らうと今考へて居りませぬから、直ちに斯の如き事を以て斯う取締を致さうと云ふことは今御話することは出來ませぬ、併し要するに斯の如き事は、唯々官憲の力を以て取締つて何とかしやうと云ふことは、抑々末の話であらうと思ふのであります、各々國民が上下を通じて自ら責任を感じ、自ら自重自制をして參つたことならば、恐らく官憲の取締と云ふやうなことは、無くても宜しいものであると考へて居る〔拍手〕苟も國民が自ら責任を感ぜず、自重自制の念が無かつた日には、さうして遂に軌道を脫する行動をした時には、如何なる力でも恐らく取締は付きますまい、そこで是は政府者に於ても、北井君の御話の如く、其原因と認むべきものを調査して、將來さう云ふ事の無いやうに努めると共に、國民一般に於ても、苟も軌道を外れた行動をして、以て御互に世の中を紊つて宜しいものであると云ふさう云ふ考の起らぬやうに、是はしなければならぬと思ふ、是が一番宜しい豫防法だらうと思ひます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　田中陸軍大臣。

〔國務大臣田中義一君登壇〕

○國務大臣（田中義一君）　唯今の御質問に付きましては、昨日も片岡君もさう云ふやうな御言葉が有つたやうに思ひますから、此所で一應明細に御答して置きます、今度の出兵は、成程名前は三箇師團であります、併ながら其中の第七師團と云ふものは、名稱こそ師團でありますけれども、滿洲に居りました平時の師團を其儘出したものでありますから、其師團と申しましても、他の師團に較べると其兵力と云ふものは、約三分の一位のものに相當して居るのです、扨御質問の要旨として、全國からちび〱兵を取つたぢやないかと云ふ御質問であるが、決してさうでありませぬ、凡そ師團がです、活動をしますのには、師團が豫定してある編制の外に、今日の狀態の如きは、臨時に鐵道隊、電信隊、又第七師團の如きは、全く平時の編制から急遽に位置を轉じたものでありますから、後方の衞生隊乃至は輸卒隊と云ふ附屬物が、玆に澤山あるのであります、此附屬物は即ち師團固有のものに非ずして、他の師團から之を取つて附けてやらなければならぬものであります、而して斯樣な部隊は、各師團が皆な動員準備として持つて居るものである、それでありますから、何の師團から何の部隊を取つて何處に配合する、何の師團から何の部隊を取つて何處に配合すると云ふことをするのでありまして、故ら全國の師團から、こそ〱兵を人の目に見えぬやうに出したと云ふ意味では決してないのである、其御含で御願ひ致します、又唯今の現役の兵を以て皆なやつたら宜いぢやないかと云ふ仰せであります、是は未だ能く御事情の御分りにならぬ方は、一應御尤の御問のやうに聞えます、是も此際申述べて置く必要があります、全體師團の動員と云ふものは、皆な師管内で動員すると云ふのが、日本の動員の建前になつて居ります、隨て此動員と云ふものには、現役兵と豫後備兵の割合がちやんと決めてあります、若しもです、此豫定計畫をそつくり壞して一の師團を編制するのに、三つも四つも師團の現役兵を皆な此處に集めて來たならば日本の動員計畫は根本から壞れてしまふ、三箇の師團を假りに出すとすれば、日本の十箇師團は悉く破壞をしなければならぬのであります、扨師團は内地から出したのは二つ許りでありますが、此狀況の變轉に應じて、幾師團出さなければならぬ狀況に變化するかと云ふことは、軍事當局者としては深く考へて居らなければならぬ、隨て一箇の師團を編制するのに、三箇の師團の現役兵を悉く打壞して作るやうな拙い遣方は、軍事當局者としては出來ませぬ、其邊は能く御了解を下さるやうに願つて置きます〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　兒玉右二君。

〔兒玉右二君登壇〕

〔拍手起る〕

○兒玉右二君　至つて簡單にやります、昨日來色々御質問がありまして、私共後進の言はんとする所は既に先輩に依つて語り盡されて居ります、併し洵に穩健著實で、昨日以來貴族院のやうな心持が致しますから、至つて簡單にやることが私の幸福と思ひます、私は至つて簡單に致しますが、唯獨に齋藤隆夫さんの御話の思想問題、是は私も矢張思想問題を伺はうと思つて居りました、至つて進步せる御議論で「デモクラシー」の意見としては、洵に切實なる御意見なりと深く謹聽を致しました、去りながら彼の議論が遠慮なく此處で公言さるゝと云ふことが、日本現在の思想界に善いか惡いかと云ふことを、私は多大の疑念を抱くものであります、私共は此事に就て、總理大臣閣下に少し極く簡潔に伺ひたいと思ひます、私も齋藤さんの斷定論の如く、之に就て極く簡單に私見の一端を述べて見たいと思ふ、私共少年の砌り萬國史を讀んで「クロムウェル」が「チャールス」一世を殺し、佛蘭西の革命史を讀んで、路易十六世を斷頭臺に上せたと云ふ事實に付て、私の感想としては、其當時の英國國民も、佛蘭西の國民も何事もなく歡呼して、此天皇を殺したと云ふことを迎へたと云ふ、其思想の我國に容易に見られぬ思想であるとして、私は之を非常に不思議に思つたのであります、而して近時過激派の思想が段々と世界に彌蔓して、遂に過激派の思想には、婦人國有などと云ふやうな思想までも出來上つた、私共愚かなる者の感じを以てしては、今日の文明の根柢の破壞は、是より生ずるものではなからうかと思ふ感じすら持つものである、此頃私は或る大學の博士が演說を爲さるゝに就て、青年會館に聽きに行きますると、其人は乃木將軍と女優松井某の死を比較して、是は同一のものだと斷定をされた、私は是は如何に「デモクラシー」でも、如何に最新の思想でも、此國家に忠實なる、國民の爲めに擲つた其赤誠の士に對して如何に博士が新規を衒ふとは云ひながら、自由の批評、學問の見地より獨創の意見とは云ひながら、是は不謹愼なる議論と深く慨歎したのであります、それから又私は大學の而も教授、其博士の意見を聽きますると、斯う云ふ事を言ふ、是は實に私は驚いた某侯爵が今度歐羅巴に特使として行かれる、それの御供に女中が一人あるか、是れは「ゴルキー」の伴れて行つた女と、同一の意義であると机を叩いて斷定した、私は斯樣な意見が是程人心に彌蔓しては、齋藤さんの御憤慨の如く、成程國家の爲めに憂ふべき次第であると信ずるのであります、之に對する當局の御施設、之に對する現内閣の御意見はどんなものでありますか（笑聲起る）私は斯樣なる事は、決して笑事ではなからうと思ふ、斯う云ふ風な意義に就て、一體政治に權力を失つた人、或る詩人の言うた通り、橋の下に居る者が社會主義を唱へると云ふやうに、往々にして危險思想は失意の人から出る、私は思想上の現在に付ても、斯の如き人から危險思想が出て、斯の如き人から燒打の教唆が出やしないかと、心窃に怯んで居るのであります、私は此現在の日本の文明の進化を見るのに、同じく「エルサレム」より出た文明が、西へ廻つて亞米利加に、日本に移り、錫蘭を出て支那を通つた文明が、東漸して我日本帝國に來つて、浦賀「ペルリ」の曉鐘と共に東西の文明が衝突して日淸戰爭となつた、是に至つて我日本帝國は東西の文明を調和して居る所の天職を持つて居るものであります、又其次には「カタリナ」二世頃から來た西伯利の文明が、我日本帝國に來つて日露戰爭となつて、此文明に向つても日本帝

國に調和した、獨逸の森林から出た文明が青島の戰に依つて調和されたと謂つて宜い、我帝國は文明の調和をして、三大文明の調和者、三大文明の獨創的見地を以て、各世界に日本の文明を傳教すると云ふ天職が無ければならぬと、深く信ずる者であります私は此意義に於て、我思想界の將來は決して憂ふるに足らぬ、思想界の前途に對して危險なる議論を吐く其人に於て、深く考慮しなければならぬと思ふと同時に、我日本帝國の國體の現狀を深く知る者は、前の總理大臣の御答辯と同じく、決して日本の國體其物を憂ふるのでない、人心の發作に依つて現在に起る其發作の間の罅隙を、吾々は憂へなければならぬと信じて居る者であります、是は唯々前に齋藤さんの御意見がありましたから、私も斯う云ふ意見を持つて居ると云ふのであります、其次に甚だ此壇より申するのは、私は不遜僭越であるか知らぬが、私は前內閣が袞龍の袖に隱れた、或は前內閣が非常に背德非倫なる事をしたと云ふ齋藤さんの御言葉に對しては、最も深く遺憾として居る者であります、決して統治機關の主體が何であるとかと云ふ、さう云ふ憲法上の議論で、寺內さんが思つて居られたのではありますまい、唯々誠忠無二、至誠以て國に當ると云ふ意見を持つて居られたことを信じて居ります是は民論の上に何等私は沒交渉でありませぬ（「そんなことは要らぬ」と呼ふ者あり笑聲起る）

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○兒玉右二君　左樣に思ふ、其次に私が伺ひたいのは、選擧法の精神であります、是は私共は必ずしも日本帝國の現在が、亞米利加のやうに醜業を營む者の稅金を納金と稱へて、納稅の義務と云はずして、納稅の特權と云ふ位に、國民の權利思想が進んで居りますれば卒ざ知らず、決して小選擧區であるとか或選擧區であるとか云ふ意見でない、唯々現在の社會の狀態は、何と云つても矢張民權的に進んで居るが故に、選擧法の精神は、現內閣の首班たる原總理大臣閣下は、普通選擧を以て善きものと認めらるゝや否やと云ふことを伺ひたい、其次に伺ひたいのは憲法の三十年祭が將に來らんとして居ります、前のやうに色々な憲法上の御議論、齋藤さんのやうな憲法の能く御分りになる方が、色々「デモクラシー」を云々して、御說明もありましたが、私は原首相閣下は、國家組織の主體、即ち此人民の團體を以て、統治權の主體と思はれるか否やと云ふ、憲法上の御解釋を、出來得るならば願ひたいと思ふのであります、其次は「ウヰルソン」の講和條約の第十四箇條の初めの即ち祕密外交、是は千九百十年に「コッペンハーゲン」の萬國社會黨の大會の時の決議、千九百十五年の倫敦の萬國社會黨の大會の決議、其次の四月の獨逸に於ける萬國社會黨の決議に依つて、此祕密外交と云ふものゝ外、七箇條を決議されて居ります、此祕密外交の決議に對する外務大臣の御感想は如何、矢張祕密外交を以つてやると云ふ御考でありますか、まさかさうではありますまい、此の「ウヰルソン」十四箇條の第一節に於ける祕密外交を絕對に排斥すと云ふことには御贊成であるか如何、之れを伺ひたいと思ひます、もう一つは桑港で立法學博士―「タテ」と申しますか、私は能く知りませぬが彼人が明言されて居るところに依ると、人種問題などを八釜敷く言つてはいかぬ、人種問題などは是れは言ふべきことではないと云ふやうな御議論があります、亞米利加人に媚ひた御議論とするならば、場當りとして或は宜いかも知れませぬか、是れが少なくとも日本帝國外交上の使臣の顧問相談役としての、博士の立場から斯樣なことを言はれるとするならば、是れは實に恐るべき事であらうと思ひますが故に、之れに關する外務大臣の何か御聞込の點があるならば伺ひたいと思ひます、それから陸軍大臣に御伺しますか、陸軍大臣は近頃國家總動員と云ふことを、頻りに新聞記者、或は世間の人に御話になるやうであります、國家の總動員、或は工業動員とか、或は何動員、其の甚だしきに至つては、精神動員もありませう、是れは官僚と云ひ軍閥と云ふ陸軍の當局大臣としては、至極結構でありませう、民心に至るまで――矢張動員的に國民の人心を調和すると云ふ定めし御方針であらうと思ひます、是れは和の解釋が果して其の通りであるか否や、是れも御說明を願ひたい、其次に申上げます問題、是か最後であります、是は私は甚だ不利益なる辯を弄するものであります、私は歲費の問題を總理大臣閣下に御尋したいと思ふ、嘗て政友會の英雄星亨先生が歲費を增加された、私は歲費增加の爲めに、星さんを謳歌する者では決してありませぬ、恒產の有る者は恒心があると云ふ議論は嘘である、金を持つて議員が必ずしも節操があると云ふのは、飛でもない間違である、新聞記者より出た代議士、或は辯護士より出た代議士、多年政爭の間に立つて、己の財產及家財を抛つた代議士、是等の人が本當の苦痛節操が伴つて居るやうに私は思ふ、金持を侮辱する譯では決してありませぬ、故に私は現在の狀態、現在の總ての社會の組織制度の上に於て、現在の歲費は少ないと思ふのであります（「贊成」と呼ふ者あり、笑聲起る）私は議員の人格に於て、衣食足つて禮節を知るなどと云ふ無禮なことは決して申しませぬ、唯々此間に於て、此時に於て、眞に國家の選良として盡す者は議長などは矢張大臣待遇、それ以上の俸給があるのが宜からうと思ふ、此點に付て私が忌憚なく言ふ、此一言は總理大臣閣下は如何に之を御聽取になるか御答辯を願ひたい、之を以て終りと致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　原總理大臣。

〔國務大臣原敬君登壇〕

○國務大臣（原敬君）　唯今兒玉君の御質問でありましたが、最初は齋藤君と同感であると云ふことを唯述べられたに過ぎぬやうに聽取りました、果して然らば私より何等申上げる必要はありませぬが、私も左樣なる人の色々なる急激の突飛の議論をすることは、甚だ歎息して居りますが、是は單に御同感を私が表したに過ぎない積りであります、之に對して所謂危險思想等の取締などゝ申すことは、先刻御答致したやうに、政府は政府の出來得る限りの取締を致します、無論是は取締のみでは、一般の思想を如何にすると云ふことは恐らく不可能であるが、併し政府は政府の職分は十分に盡します、それから選擧法の御尋でありました、普通選擧を是れなりとするや否や、感想をと云ふことでありましたが、どうも實務に觸れざる、或は學理ででもあるかのやうな、實務を離れたる感想は私述べたくない、併ながら近日選擧法改正案を提出致したいと考へて居りまするから、其時には能く御說も承り、愚見も述べやうと思ひまするが、唯々其主義學說に類似致した所の感想は、遺憾ながら述べ兼ねます、左樣御承知を願ひます。

〔兒玉右二君「歲費の問題を伺ひます」と呼ふ〕

○議長（大岡育造君）　原內閣總理大臣。

〔國務大臣原敬君登壇〕

○國務大臣（原敬君）　何かあつたやうに思ひましたが、失念致しましたが、歲費の問題であります、御尤であります、歲費を增すこと更に異論がありませぬが、併ながら是は他日の問題であります、今回豫算を提出致しましたのは、官吏手當であります、是は物價高直の爲めに、多少支給を增しませぬければいかぬので、臨時に一時的の給與を致すと云ふ官吏の手當を豫算を以て請求致した次第であります、議員の歲費は全然是と異ります、物價高直の譯を以て、一時の手當を議員に支給すると云ふ譯には參りませぬ、是は法律の關係に於て、他日改正すべき場合に於ては改正を致しても宜しうございませうが、今日唯今の問題ではないと云ふことに御諒承を願ひたい。

○議長（大岡育造君）　內田外務大臣。

〔國務大臣子爵內田康哉君登壇〕

○國務大臣（子爵內田康哉君）　唯今「ウヰルソン」大統領の十四箇條の中の祕密外交の事に付て御質問がありました、是は若し世の中が進みまして、總ての祕密條約を廢するやうな域に達することは、恐らく誰でも希望して居る事であらうと思ひます、唯々今日に當りまして「ウヰルソン」大統領の提議されまする祕密外交と云ふものが、如何なるものであるかと云ふことはまだ明確に分らない、現に此祕密外交と云ふものは、祕密條約を指すものであるか、若くは總ての條約を議定するときに、公開でしなければならぬかと云ふことは、既に亞米利加でも問題になつて居るやうな話であります、主義と致しまして祕密的の外交が無くなると云ふことは、誰も希望することであらうと思ひますけれども、具體的に今日の場合に於て、如何なる程度までに其事が行はれるかと云ふことは、更に講和會議に於て提案されます所の祕密外交の提案を見なくては、此處で此上に申上げることは出來ませぬ、更に又立博士が亞米利加に於て何か話をしたと云ふことに付て、何か報告がないかと云ふ御尋でありましたが、之に付ては何等の報告も來て居りませぬ、それだけ御答致します。

○議長（大岡育造君）　最早時刻も僅に六分程を餘すのみであります、尙ほ二人の通告が殘つて居ります高木益太郎君、松本誠之君――時間を延長して御兩君のみを續けますか、別に要求がなければ、ほや時刻が迫りましたから、明日に引續きたいと思ひます

○岩崎勳君　時間御延長を請ひます、次の通告者

の質疑全部を終られんことを希望致します。

「「贊成々々」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君） 然らば時間を延長致します――高木益太郎君。

「高木益太郎君登壇」

○高木益太郎君 私は茲に尊敬する衆議院の同僚中からして、總理大臣の榮職に當られまして、黨籍は異にして居る次第でありますが、洵に欣喜の至りに堪へぬのであります、世間は平民内閣と稱へ、民意を代表する善政を御擧げになると云ふことであれば甚だ不肖ながら、吾々も亦一臂善政美治に對しては協賛を表すると云ふことに決して吝なる者ではない又吾々は徒らに攻撃をして、此國家多事の際に政府を惱ますと云ふ精神でないと云ふことも、諒として願ひたいのであります、併ながら乳見のことでありますから、或は野人禮に嫻はず、言葉が不謹愼なことがございましたらば、是は飽まで御詫は致して置きますが、衷心は矢張政府の各位と同樣に、眞に國家國民を本位として、其立場から聊か質問を致したいのであります、既に現内閣が民意を代表する平民内閣である、又唯今床次内務大臣の仰せに依ると云ふと、今度の騷擾事件の原因と云ふものゝ一つは確に階級的の間に於て不平を抱く者があると云ふことも、數へなければならぬと云ふことを仰せられた、果して然らば此階級打破と云ふことに付て、どう云ふやうな工合の政策と云ふものをば御執り遊ばす次第であるか、新平民と云ふ事に付て御憂慮になりましたけれども、國民の中に華族、士族、平民、斯う云ふ階級がある、是が單に歴史上若くは社交上に於て稱へることであれば、佛蘭西の共和國に行つても華族があるから致方はないのであるが、併ながら此政治の上、法律の上に於て種々なる階級のあるが爲めに、煩はしい手續を要する、若くは取扱が違ふ、極く小さな事柄が、戸籍法の上に於て身分を表示する場合に、東京府平民とか、東京府士族とか、或は又華族世襲財産法の規程であるとか、其外公權の上に於て特殊なる色々の規程があるのであります、是等の事柄と云ふものは、立憲政府の要素は何であるかと云ふと、人は法律の上政治の上に於ては平等である、維新の革命の御詔勅の中にも、此趣意と云ふものは確に含まれて居るのでありますから、隨て今日の時代に於ては階級政治を打破する、斯う云ふ事柄に付て、十分私は御心配を願はなければならぬ事柄であらうと思ふ、又一面に官尊民卑、官僚の弊風を一洗する、斯う云ふ事柄に付ては、非常な御奮發を願はなければならぬと考へる、先刻吾々の同僚から、總理大臣に對して、文官任用令の撤廢、若し撤廢が出來ないと云ふことであれば、改正の程度如何斯う云ふ御質問がありましたが、私等はも一歩進んで、動もすれば國民の權利伸張に關する大切なる事柄で、何時も徹底を缺くやうな根本に向つて、國民は餘程努力を要することではないか、文官任用令の改正は、差當つての問題であるが、如何なる場所に於いて之を阻碍するのであるか、此問題に論及すれば、即ち樞密院の改善如何であります、總理大臣としては、宮中の私事を除くの外は總ての國事に付て獻策補弼の責任に當られて居るのであるから、國民全體の希望が文官任用令の改正に在る、則ち人才を擧げ適材を適處に置き、大に門戸を開放すると云ふことが、六千萬同胞の輿論であつたならば、之を妨げるのは、何處であるか、其妨げる機關に向つては、一大刷新を加へることが必要ではないか、是は一つ私は大に總理大臣に御心配を願ひたいと思ふ、吾々も及ばずながら總理大臣の腕は何處までも押し、國民の要求は徹底しなければならぬ、又樞密院の改善は勿論であるが是と同時に貴族院の方面に至つては、衆議院との間の意思が連絡疏通して、我が衆議院が國民を代表して必要なりとして議決したる事柄は、貴族院が出來るだけ讓つて之を採用すると云ふやうに願ひ、貴衆兩院の間の意思の疏通方法に付ても、私は貴族院諸公の御奮發を願ひたいと思ふのであります、單に一院のみの決議を以てしては、其效力が微弱なのでありますから、貴族院諸公も奮發を願ひたい、少くとも現在の議院法に於ては、貴族院の議員は自己の提案に就て、衆議院に於て辯明すること能はず、衆議院議員は、自己の提案に就て貴族院に行つて辯明することが出來ない、政府の方は出來る、此方は出來ないと云ふやうな工合であるからして、本會の議場に於て議決に參與すると云ふことはいかぬが、委員會に行つて互に話合ふ、さうして兩院の意思の疏通を圖ると云ふ位の改正を政府に向つて要求するのは當然である、さうして互の意思が能く疏通して國民の要求する所が能く解つたら、兩院相互に疎隔するやうなことは無からうと思ふ、此議院法の改正は、微弱なる私のみの提案に依つては容易に成功しない政府と手を携へて兩院の意志を疏通する方法を講ずることが必要ではなからうか、此點に對して現内閣はどう云ふ御考を御持ちになるのであるか、又先刻同僚の村松君から總理大臣に對して、行政及財政の整理、並に廢減税の問題に付て御尋を致したのです是は實に總理も御苦心でありませう、吾々議員も、此點に於ては一刻と雖も忘るゝことの出來ない所の問題、研究を忽せにすることの出來ない問題であります、何分會期が短くして、例へば通行税の改正に手を掛けやうか、營業税に手を掛けやうか、或は地租に手を掛けやうか、或は今日の如く國民がどうも奢侈に流るゝやうなことであれば、奢侈税と云ふものを新設しなければならぬか、其他社會政策の上からして、各般の研究をしなければならぬ、是は重大な事柄であつて、僅か二箇月か三箇月の會期中に於て、輕々に之を調査することは出來ない、併ながら此點に付國民の要求は時々刻々に迫つて居る、何とか是は解決を付けてやらなければならぬ、政治の主なる問題は國民の生活である、國民の生活を離れて殆ど政治の問題は無いと謂つても宜い位である、然らば現在の議院法の運用に依つて、國民の希望を充たすことが出來るか出來ないかと云ふことを、政府に於ても御考慮を願ひたい、又吾々も研究をして見たいと思ふ、さうするとどうかと云ふに、議院法の第二十五條に依て、各議員は政府の要求又は其同意を經て、議會閉會の間委員をして議案の審査を繼續せしむることを得とございますから、行政整理、財政整理、廢減税問題と云ふやうなことを實行するに就て、吾々の方から茲に行政整理、財政整理、又は税の改廢に關する案を出しましたならば、政府は繼續委員の設置に就て、御同意を願ひたいと思ふのであります、是は中々どうも重大の事で、二十三年議會を開いて以來、繼續委員は一回も設けた事がない私は甚だ殘念である、既に樞密院に向つても改善を求め、貴族院に向つても奮發を求めた以上は、衆議院自らも大に緊張しなければならぬ、大に勉强しなければならぬ、然らば議院法の許す範圍内に於て、繼續委員を設けて十分親切に是等問題を研究して、國民の期待に背かざる樣にしなければならぬ、是は政府及吾々の責任だらうと考へる、然らば行政財政の整理、及租税の改廢の問題に付ては、案が出たことであれば政府は繼續委員の設置に贊成せらるゝや是までは反對して居つた官僚内閣は、議院の權力を進めると云ふことは何時も欲しないで、勿論非公式でありますけれども、何時も此點に付て交渉すると反對をする、是は甚だ立憲政治の上に於て遺憾千萬であると、吾々は感じて居つたのでありますが、今回の議會に於ては、多年在野黨で苦心遊ばした原總理大臣のことでありますからして、必ずや私は議院の要求に對して、御同意を願はれることではなからうか、此の點に付て總理大臣の思召は如何でありますか、御意見を伺ひたいのであります、尙ほ私は甚だ遺憾として常に感じて居るのは、議院の働きと云ふものが、何時も議院内に止つて、實地に臨んで調査をすることがない、故に陸軍で言つて見ると、百萬圓の工事に付て、請負人が六十萬圓も儲けて居るやうな事柄があつた、若し是が實地に就て細かに研究をしたならば、そんな馬鹿氣た事の起る譯はない然るに決算審査の結果、さう云ふ事實が現れて來たことがある、故に學理上の問題であれば、議院へ日本の「オーソリチー」の學者を呼んで來る、是から飛行機の事であるとか、或は無線電信のことであるとか、今まで議員の智識に於て多少缺たる所のある新しい問題が現れたら、それの適切なる解決をするには、議會に「オーソリチー」の學者を呼んで其意見を聽き、又それに反對する意見があれば、其反對の學者の意見を聽き、又實際に臨んで調べて見る、丁度此間佛蘭西で兵隊の食糧に付て問題が起つて、議員は兵營に行つて、さうして一週間許り兵隊と共に一緒に起居して、さうして其食事がどうであるかと云ふことを研究したと云ふ、議員の中から「コミッチー」を拵へて、さうして議會に報告さへすれば其目的は遂げられる、其報告があれば適當なる議決をすることが出來る、詰り衆智を集めると云ふ方策を執る、さうして議會が誠意を以て研究したことであるならば、必ず事を適當に解決をすることが出來る、外交でも何でも物を知らぬから誤る、人間はえらく違ふものでない、事實を知らぬから誤るのであるから、知る道を開くと云ふことは、今日の時代に於て必要である、三十年前に出來た古い議院法に依つてやると云ふことは、大間違の事であります、僅に八千萬圓内外の豫算を審議して居つたのに、今日

は歳入歳出で以て二十六七億位の一時的會計と共に審議しなければならぬと云ふことであるならば、餘程議會も審議しなければならぬ、自然國民の感じと云ふものも餘程違ふだらうと思ふ、之に付ても議會も一つ勉强する積りでありますから、政府はどう云ふ御考を持つて居られるか、互に一生懸命に立憲政治に盡す、斯う云ふことをやりたいと思ふのでありますが、それは政府の方に於ては、どう云ふ思召を持つて居るのであるかと云ふことを伺ひたい、次に御尋して置きたいのは、從來官僚政治に於ては官尊民卑の弊風が盛んで、民意を抑壓して居た、然も此種々なる階級制度と云ふものがある、現に一例を擧げれば、總理大臣は司法大臣を御銓衡遊ばして居るのであるが、司法大臣の所管に屬する事柄で例へば、或特殊なる身分を持つて居る者、則ち勅任官有爵者、從四位、勳三等、功三級以上の者は、同じ國民であつて犯罪があつても　陛下の御聖斷を煩はさなければ、其人間に對して起訴をする事が出來ぬと云ふ事で、甚だどうも恐入つた譯であります國務大臣は一切國務に付て責任を負ひ、愼重にすれば宜しい　陛下の御許を受けなければ起訴が出來ない、起訴當否に付て甚だどうも恐入つた事柄が無いとも云へないと思ふ、然るに其被告人が國務大臣であり、其人間が勅任官であると云ふ事であればです、或は連判狀を作つて澤山議員を買收して而して是が司法上の問題になつて、其媒介者までは捕へられる、周旋した者までが捕へられる、豫審判事の手に其連判狀は捕へられて、天下公知の事實になつて居る、それを國務大臣であると云ふ爲め押へられないと云ふ事は立憲政治の上に於いて國民が如何なる感じを持つか或る特殊なる身分ある人は惡いことをしても、明治三十五年九月一日の達の爲めに起訴することが出來ない、判事が幾ら齒ぎしりをやつても何とも仕方がない、御聖斷の無い限りは手を著けることが出來ないなぞと云ふことは、今までの官僚政治の時代ならば已むを得ないが、是からの時代に斯う云ふ事があつた日には、是は國民の不平を起す本である、又或寺院の帳簿を見ると、某大官と云ふものが賄賂を取り、尙ほ甚しきに至つては現金を取り貴重品を貰つて居ると云ふことが其帳簿に書いてある、然も奥田司法大臣の手許にある所の書類にも歷々擧つて居る其人間が大官であるが爲めに檢擧を免れて居る、又

或縣知事は其官邸に備付けの屏風を自分の平常出入する某元老の所へ進物に持つて行つて、是が横領罪だと云ふ大問題になつて、結局進物を取戾し、樞密顧問官を辭し、其儘免れて居ると云ふのです、一年に當り前の人間が罰せられることはどうしても六十萬から七十萬、警察犯處罰令を除いて罰せられて居る、細民は遠慮會釋なく罰せられて居る、然るに國務大臣であるとか、或は其他の特殊なる身分、勅任官である、有爵者であると云ふやうな爲めに、吞舟の魚をも漏らすと云ふやうな事で、此の天下の治安を維持することが出來る次第であるかどうであらうか、必ずや原兼任司法大臣は、此三十五年九月一日の達を御取消になるであらうと思ふ、是はどうも藩閥官僚時代の惡い法令である、御取消になつて然るべき事であらうと思ふのでありますが、さうしないと國民が非常に不平を懷く事になる立憲政治の上に於てあるべき事でない、往々にして或地位の爲めに犯罪をするのも、勝手次第であると云ふやうな誤解を懷くやうな事があつては先刻床次さんの御心配になつた、所謂國民の階級の間に於て非常なる偏頗不公平の感じを持ち、どうも憂慮すべき事であります此點に於てどう云ふ御政策を御執りになる事であらうか、又もう一つの例を擧げて見れば官吏であると云ふと、人民を恐喝し、人民に對して詐言を構へても罰する法律が無い、人民の方は人を恐喝すれば脅迫罰を以て罰するし、詐言を言へば場所に依つては僞證罪、又警察犯處罰令に依つて、官吏に對して虛僞の供述をしたと云ふので罰せられる、然るに官吏と云ふ地位の重い、最も其職務の執行に謹愼しなければならぬ者が、人民に對して恐喝し詐言をしても罰する法律が無い、斯んな不對等の事があるべきでない、立憲政治の上に於て決して許すべきものではない、斯う云ふやうな點はどう云ふ御考を持つて居らるゝのであるか、特殊な身分を持つて居れば、それに依つて橫暴をしても構はぬと云ふことは、憲法政治の上に於て許すべき事ではないと思ひます是等は第一著に改善を加へなければならぬ點ではなからうかと信じて居るのでありますが、其點に對してどう云ふ考あるでありませうか、次に御意見を拜聽したいのは、元來官僚の政治の弊害の最もひどいことは澤山ありますけれども、官僚を養成する所の學校に就て申上げます、學校は官學、私學と分れまして、

此間に種々なる、不平等偏頗なる事が行はれて居ります、官立學校から出たる人はです、出ますると云ふと例へば司法官になりましても、其待遇と云ふものは非常に厚くして即ち東京帝國大學から出た者は司法官試補になつても月給が非常に厚い、私立大學から出たる所の者は俸給が低いのである、今日實際の有樣から見ると云ふと、帝國大學の卒業生と云ふ者が司法部に來るには、大低七十點內外の人であります、必ずしも第一流の優秀の人許り司法部に來るのではない、此頃は行政部の方の銀行會社や何かに取られて必ずしも第一流の人が來ると云ふ譯でもない、試驗の點數の上からして明かに言ふことが出來ます、然るに私立大學から出る者には、優秀の人も隨分あります、人に依つて區別を設け、其人の技倆に依つて區別を設けるならば宜い、即ち私立大學の者でも、優秀な者は相當の俸給を與へて宜からうと思ふ、然るに人に依つて區別をせずに、學校に依つて區別を設ける、彼れは帝大の卒業生であるからして厚い俸給をやる、是は私立學校出身であるから薄い俸給をやる、どうも學閥の弊の甚だしいものであります、それから役人になつた上にどうであるかと云ふと、役所に依つて必ずしもさう云ふことは無いやうでありますが、帝大の卒業生は、判任官でも高等官の所に行つて辨當を食つたり何かする、甚だ何でもないやうであるが、人の心持を非常に惡くする私立學校の方は判任官の所で辨當を食はなければならぬ、原內閣になつてはそんな事は爲されなからうと思ふが、今までは確にあつたに相違ない、どうも實に學閥の弊である、矢張官立大學は官僚養成所である、彼等は橫暴をやつて居る、それからして其役人の任地を見ると、官立大學出身の者は多く中央の好い場所に置く、私立大學出身の者は田舍にやられてしまふ、田舍にやられて薄遇を享ける、其上優秀の人がやつて來ても、苟も官立大學の者と競爭をすると云ふことになれば、往々休職退職を食ふのです是は吾々の能く友人の爲めに奔走をして次官や何かの處に行つて親しく話を聞いて居る、彼の男などは是は極つて居るから、彼の私立の者は首を切らなければならぬと云ふ工合で、休職退職を食つて居る、如何にもどうも私は憤慨に堪へませぬ、成程彼等は或點に於て、語學の才はあるかも知れぬが、私立大學でも語學は研究して居る、語學の方は長けて居る

かも知れぬが、社會上の活きた實際に向つて、即ち國民の實際生活の點に向つては、或は私立大學の方が一日の長であつて、其の學問に幾許り垂れて居るのでなくして實に努力して働いて居る人間が多いのでありますから、他流仕合では成功する者が多い、然士とか博士とか云つて今日の博士なる者は大學に於てどの位の本を讀んで居るか大抵分る、或る大學の一二の巨頭に頭を下げさへすれば宜い、多くは運動に依つてやるので、論文でやるのは少ない、又其論文にしても其先生に向くやうな說を言はなければ、及第が出來ぬと云ふやうな實況である(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)何たる事でありませうか、是はどうも國民の間に色々の不平と云ふものを生ぜしむる原因ではないか、海を隔てたる亞米利加を見るに、亞盛頓大學にしても、市俄古大學にしても、「ハーバート」大學にしても、「エール」大學にしても、皆な私立大學ではないか、亞米利加にどうも日本のやうな官立だの私立だのと云ふ工合に、待遇上區別を設くると云ふことは無い、「ウヰルソン」は何處から出たのであるか、「プリストン」大學から出たではないか又英吉利に行つても、倫敦大學にしても私立大學ではないか、日本の幕府時代はどうであるか昌平黌と云ふものは德川時代の官立大學である、明治二年まであつて、それが今の帝國大學になつたのである昌平黌からどんな人物が出て居るか、松下の私立村塾からどんな人物が出て居るか、西鄕や、木戶や、大久保はどう云ふ處から出たのであるか、甚だ恐縮の次第であるけれども、原總理大臣閣下と雖も、司法省の學校を卒業にならぬで、中途で御廢めになつたのである、今日の各大臣でも、文官任用令高等文官試驗規則で以てやると云ふことになると甚だ失禮であるけれども、文部大臣と雖も、大學の別科出身なんである、自分でも六ヶ敷い事をば後來日本人の若い人間に向つて要求し、其發達を阻碍すると云ふ事柄は現內閣は必ず爲さらぬことであらうと思ひます、さうすれば之に對しては十分同情を持つて此官僚の發現地たる官學の跋扈と云ふ事に付ては斷乎たる刷新を加へて戳かぬと云ふと、私は此間に不平が起る一方は腕で以てやつて行かう、一方は博士であるとか學士とか云ふ、金看板を以てやつて行かうと云ふ所謂實際と離れたる人間が出來る、私立大學と雖も例へば中央大學にしても皆な學風と云ふ

ものがある中央大學は其前身英吉利法律學校で、是は英吉利法律の實際應用判決例を倚んで法律の應用と云ふことに重きを置き明治大學とか、法政大學と云ふものは「ナポレオンコード」に依つて條文の解釋に重きを置く、慶應は慶應、早稻田は早稻田、各學校の特色あるが官立大學の如く石花菜を突出すやうに同じ型で穗積さんの憲法で行かなければ及第が出來ぬとか上杉の憲法で行かなければならぬと云ふやうな工合ではない、他流仕合を許されて居る、何處にても自由討究をやつて居る、學問の本統の味を研究して居る、そんな狹いものではありませぬからして、是は餘程御注意を願はぬと、不都合の事が起りはせぬかと思ひます、幸に今回は現内閣の御盡力で、更に教育社會に、殊に高等教育の機關に付て國民として實に堪へない事柄がありました、實に是は御同慶の至りであります、就きましてはです、文部大臣に伺ふのでありますが、昨年の帝大學令及高等學校令と云ふものを御發布になりまして、其御發布になつたことに付て、私立大學の關係者の中にですまだ能く御趣意の分らぬ爲めでありますか、種々心配をして居る者があるやうであります、此法令と云ふものは私立大學に對して一大打撃である、斯う云ふことを言つて居る者があります、是はどうも私は文部大臣の働き一つで以て、どうでも旨く解決が付く次第ではなからうか、是までの私立大學と云ふものは、中々社會に貢獻して居る、議員を始め、銀行會社員、官吏の養成、其他日本の社會に向つて、政治上、經濟上、法律上の思想と云ふものを養成したと云ふことに付ては、私立大學の貢獻する所大なるものである、それでありますから、今までのやうな下らぬ私立だのと云ふやうな、官尊金權時代とは違ひまして、平民内閣である以上は、此私立大學に向つても十分同情を持つて頂きたい、物は小さい者でも之を助けると云ふと十分に發達する、一つの學校を能く揃へるよりは、從來在る所の學校に向つて之を助長する、補助すると云ふ政策を執つて貰へば、實に立派な仕事が出來るであらうと思ひます、夫れに付きまして此頃高等學校に、五十萬圓の基本金を供託すると云ふことを御規定になつて居るやうでありますが若し現在の慶應、早稻田と云ふやうな私立學校の基礎を擁つて居る學校の御都合はどうか分りませぬが、其外の學校になつて見ると、五十萬圓以上の基本金を供託すると云ふことは、大變の話であります、それ故に是は何とか私は御心配を願ひたいと思ふのでありますが、大臣の御考はどう云ふ御考を御持ちになつて居ることであらうか、今日私立大學で五十萬圓の金を揃へろと云ふことであれば、どうしても富豪の寄附でも仰がなければ、容易に出來るものではない、詰まり今日の政治方針は、此富豪閥を征伐しなければならぬと云ふことになつて居る随つて富豪の力、富豪の寄附に依つてやると云ふ事はいかぬと云ふことを皆な論じて居る、其場合に於て富豪の力に依らなければ、政府の命令したる所の學校の基本金を備べることが出來ぬと云ふことであれば、其富豪の力を藉ると云ふことは、確に時代錯誤であるのです、此故に此學校の基本金問題に付ては、場合に依ると私立大學存廢に關する問題でありますからして、何とか現在の大學の存立が出來るやうに、現在の大學の既得權を尊重するやうに、御心配を願ひたいと思つて居るのでありますが、文部大臣はどう云ふ御考を御持ちでありませうか、それから專任教授と云ふことも餘程苦んで居るのです、中々朝から晩まで憲法の講義をして居る譯には行かぬのでありまして、えらい學者程方々から引張られるのでありますから、專任教授を拵へると云ふことは私立大學の爲めには非常に迷惑でありまして、それから又實際必要がないのです、一週間に二時間か三時間、憲法なり民法の講義をすれば宜いのであつて其人が其學校許りに居て、外に兼職を許さないと云ふ事を命ずるのは、實際の上に於て何等必要はないのであります、是も何とか調節を付けて戴きたいと思ふのであります、それから最後に一千萬圓の御下賜金です、官立大學は既に國家が始終費用を支出して居るのである、此恩賜金の分配は、文部大臣の御職權を以て爲すことが出來る事柄であらうと考へるのです、さうすれば、明治以來私立大學が社會に貢獻したる事柄、及び其歷史等を尊重せられて、私立大學の方にも十分思召の霑ひまするやうに、御心配を願ひたいと思ふのでありますが、文部大臣の御考はどう云ふ御考を御持ちであらうか、それから行政事務簡捷の事に付て申上げるのでありますが、此頃東京府知事の訓示を見ますると、今度東京府廳で受付けたる事柄は、即日決定をしろと云ふ訓示が出ました、如何にも私は良い訓示であらうと思ひます特別に調査を要する事柄は別でありますが、どうも此行政官廳其他の役所に於て、事務が延滯をすると云ふことは、甚だ面白くない事でありますから、是は東京府許りでなく、總てに及ぼしたい、立憲内閣と云つて民意に副ふと云ふ以上は、總ての形式を捨てゝ人民の便利を圖ると云ふことは當然の事でありますから、もう少し事務を簡便にしたい、それから此役人の出勤時間もです、必ず此議會と同樣に時間を勵行したい、議會は午後一時と云へば、明治二十三年以來必ず午後一時に開いて居る、是は國民に對し時間の勵行の事に付ては誇である社交や何かも之に傚はしたい……(「大隈内閣の時に一時半になつたことがあります、」と呼ふ者あり)それ故に是等の點に付きまして、眞に緊張したる考を以て、事務の刷新を圖つて戴きたいと思ふのであります、是は何れ御考もあることでありませうが、矢張國民を代表して吾々が要求を申上げた方が御命令遊ばし監督遊ばすに於いて御便宜でなからうか、國民が斯う云ふ要求をして居るのであるから貴樣早く出ろ(笑聲起る)斯う云ふやうな工合に御命令遊ばすのに、或は御便宜ではなからうか、其外まだ原稿に致しますと十枚許り申上げたい事があるのでありますが、今議長から時間の都合があるからと云ふ御注意がありましたから、質問は爰に止めて、後の質問は豫算委員會に之を讓りたいと思ひます。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 内閣總理大臣。

〔國務大臣原敬君登壇〕

○國務大臣(原敬君) 唯今高木君の御質問に付き簡單に御答致しますが、樞密院、貴族院等に付ての御演說がありましたが、御趣意は十分に了解致し兼ねましたけれども、何となく是等の官衙が、今の進歩を妨げるであらうかと云ふやうな御推定のやうに聞えましたが、若しさうであれば、決して樞密院、貴族院と云ふ處が、今日の進歩を妨けて居るのではないと御諒承を願ひたいのであります、決して左樣なる意思があるやうには私は了解して居りませぬ、又貴族院衆議院の關係に付ての御話でありましたが、是は成べく圓滿に行くことは希望致しますが、併ながら兩院並立致して居る以上には、關係の親密は希望致しまするが、之を其領域を撤回して混同すると云ふ譯にも參らず、唯々自ら意思を疏通して置くの外はありますまいと私は了解して居ります、又繼續委員の事でありますが、之に付ては成程法律規定がありますが、未だ曾て置いたことが無いのであります、併ながら彼の法律は、或る法案があつて之を審査する爲めに、繼續委員を置くやうに出來て居ると、私は此處に法律は持つて居りませぬけれども了解して居りますが、法律を作るが爲に繼續委員を設けると云ふ趣意にはなつて居らぬと思ふ、そこで税制整理等の問題が出まして――法案でも出まして、之を審査する爲めにさう云ふ必要があれば、今後に於て出來るかも知れませぬが、其税制を整理すると云ふことでありますれば、繼續委員を設ける法律の趣意とは少し違ふやうに考へます、併ながら是は實際に於ては行つて居る、法律の示す所の議院の繼續委員ではありませぬけれども、先年行政整理をやります時に兩院の議員より委員を出しまして、審査致しました、是等法案を審議する、或は是等法案を審査する爲めに兩院議員の委員を設け、當時の政府――西園寺内閣に於ても數回やつて、吾々も參與して記憶して居る所であります、法律に示す所の繼續委員は置いたことはありませぬけれども、整理とか何とかさう云ふやうな問題に付ての時には、兩院議院より委員を出して、審査を致して居りましても、實際に於ては兩院沒交涉で居らないやうにやつた慣例は澤山ありますから、向後に於てもさう云ふやうに必要が起りますれば此手段を執つて何等差支ないと思ひまするが、要するに繼續委員云々の御話は、私の解釋に依れば、法案のあつた事と思ふのであります、それから位階勳等云々の事でありますが、それは位階勳等ある者に對する特權優遇と云ふものは存在致しますから、場合に依ては是等に對する其前に當つて相當な手續をしなければならぬことは無論あるのでありますが、併ながら位階勳等ありと雖も、若し訓すべきところの罪科ありと致せば、之れを其の儘に放任して置く考は私共持つて居りませぬ、それから官私立學校の區別に付いての段々御話でありましたが、若し左樣なる事ありとすれば、私は極めて御同感を表しますが、實際に於ては成程官立學校の卒業者、私立學校の卒業者――同じ官立學校で色々違ひます、何處の卒業者に何の位の俸給を與へると云ふことは、最初採用する折には民間にもあることであります、官廳にも幾分か左樣な部分がないとは限

りますまいが、併ながらそれは最初に採用するときのこと、それから段々進んで行きますれば、決して何等官公私立學校の出身に區別がありませぬ、故に私立學校出身の判事が、官立學校出身の判事より俸給が少ないことは無論ないのであります、其人の技倆に依つて、官立も私立も同じ事、唯々最初採るときの御話であらうと思ひますが、最初採るときには同じ官立でも選ひますから必ずしも之を一樣にすると云ふ事は、斷言する事は出來ませぬけれども、私は其人の技倆を見るが爲めに、相當なる銓衡を致すも宜しうございませうけれども、其出身に依つて俸給などを區別する考は持つて居りませぬ、それから後とは文部大臣に御尋でありましたから、私より申す必要はありませぬが、此事務の簡捷の事、繁文縟禮を除くと云ふ御趣意の事は、極めて御同感であります、先年私は之を實行したことがある、是は時々やらなければ、實は後戻りを致すものでありますから、私は此事に就て刷新改良を加へたいと思つて居りますが、併ながら是は矢張餘程時を要する、此前に整理をやるときにも中々日子を要した、何千件と集りますから急速に行きませぬが、併し兎に角是は御趣意は御尤の話、吾々は今日の場合に於ては、大にさう云ふ事に努めて見たいと考へて居ります、左樣御承知を願ひます。

〔拍手起る〕

○國務大臣(中橋德五郎君)　議長。

○議長(大岡育造君)　中橋文部大臣。

〔國務大臣中橋德五郎君登壇〕

○國務大臣(中橋德五郎君)　高木君の御質問に御答を申上げます、此度の教育機關の擴張に付て御贊成を得て、御同情下さつたことに對して先づ御禮を申上げますそれに付て多少此官立學校と私立學校とに區別をするやうな御話があつたやうに伺ひますが、是は卒業者の側に付てのことは、今總理大臣より御答がありましたが、學校其物に付きましては、一切區別を置かない積りであります、私共就任當時からして、私立學校にも出まして其趣意は申上げて、どうか出來るだけ奮發して貰ひたい、官立同樣にしたいと云ふやうな事を申上げてありますから、此點はどうか御安心を願ひたいと思ひます、併ながら成立が違ふものでありますから、此度長く教育界に於て問題となつて居りました所の學令――大學令、高等學校令、隨て中學校令、小學校令も改正になりましたが、其結果と致しまして、愈々今日の所謂私立大學と稱するものは專門學校であります、大學でないのでありますから――學令に云ふ所謂大學でない、それを一級上せて大學令の所謂大學にしやうとするときには資本が要る、資本の供託が要る、斯う云ふ規定に今度なつた、是は洵に御氣の毒な事と私は思ひます、又其次の高等學校令の實施に付きましても若し私立に於て高等學校若は大學豫科と云ふものを拵へやうとするときには、相當なる資金を要する、學校の基礎を先づ鞏くするには、相當なものが要ると云ふことに、今度規定がなつたのでありますけれども、又一面唯今申上げました通りに、官立と私立とは同等に視たい、況や今日までの私立の中にも、高木君の御述になつた通り、非常に功績のある學校がある、大變な公益を與へて居る學校が多い、非常なる卒業者も出して居る學校が中々多い、さう云ふものに對しては、何か補助奬勵の方法が無からうかと思つて、當局に於ては唯今考へ中であります、又一般の私立學校に付ても何か方法があれば――多少の奬勵の方法が無からうかと云ふ事は今考へ中で居ります、それから專任教授の事がありましたが是は餘程本當に大學令に依つて、大學校を御拵なさらうとするには苦痛であります、今日の私立專門學校が變じやうとするには、之には多少の緩和する方法があらうと私は思つて居ります、又御下賜金の御話がありましたが、是はどうか近日高等教育機關の擴張案、並に追加豫算案を提出したいと思ひますから、どうぞ其時機まで御待を願ひたいと思ひますが、但し私立學校には六ケ敷うございます、是だけ御答致します〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君)　此次にまだ通告がありますが明日に急ぐ案件がありますから、此處で御諮りを申して置きます、第六部選出決算委員今井嘉平君、第二部選出豫算委員尾崎行雄君、第四部選出豫算委員坂口仁一郎君、第四部選出請願委員平島松尾君、右常任委員辭任の申出がありました、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なければ何れも許可せられます、成べく速に其部に於て補缺選擧を行はれて御屆けあらんことを希望致します、尚ほ豫算委員會は前例に依りまして、本會議中に開會することを豫め許可を受けたいと云ふ豫算委員長からの申出があります、其時に許可を得ずして豫め許可を得たいと云ふこと、之を許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なければ其旨を可決したと云ふことを宣告致します――松本誠之君。

〔松本誠之君登壇〕

○松本誠之君　私如き後進にして微力なる私の爲に貴重なる時間を御延ばし下されまして、內閣諸公を始め滿堂諸君が御辛抱下されて御聽き下さることは恐縮の至りでございますが、深く感謝致します、而して私が政府の諸公に御尋を致さんと欲する事は、總て西伯利問題の事であります、それはもう傾く時間も延びて居りますから、簡單に私は御尋を致すのでございます、それで五項に分ちましたのでございます、第一は憲政會の望月小太郎君が最も強い最も熱心なる感謝に堪へない所の西伯利鐵道問題、殊に東清鐵道問題等に付て御尋になりました、其次には又西村丹治郎君よりの御尋もありましたが、私も此點に付て質問を試むると同時に、聊か希望を述べて置きたい事もあるのであります、それから第二には目下全露を支配せんとする所の「オムスク」政府の現狀に付て、之を外務大臣に御尋致したいのであります、それから第三は露西亞の國の貨幣の事に付て、大藏大臣に御尋致したい、第四は日露語の奬勵研究に付て御尋致したい、第五は西伯利即ち哈爾賓、滿洲里、彼の地方に於ての郵便電信のことに付て、遞信大臣に御尋致したい、是だけ極く簡單に私は御尋致します、私は決して現內閣に對しては、攻擊的或は批評的の言を弄して、此質問を致す者ぢやありませぬ、衷心より此の內閣の成立を歡迎致し、好意を持つて居る一人でございます、自分は一昨年來より屢々西伯利地方を旅行致し、殊に又今回哈爾賓に於きまして、私は微力ながら日露兩文の一つの新聞を發刊し、經營をやりました爲めに、一昨年來より數回彼の地に旅行致しまして、多少實際に就て踏査研究を致したことに付て、將來我帝國が北に向ひ、西伯利に向ひ、經濟上からなり、商業上からなり、貿易上からなり、教育上から、思想上からやらなければならぬと云ふことを深く感じましたが爲めに、此五つの目を擧げて、當局の諸大臣に質問を致したいのであります、此西伯利鐵道の問題に付ては、是は望月君が十分に御話になりましたが、私は更に[illegible]に申すまでもなく我國の兵が彼の不毛の土地に於て戰ひ、[illegible]と戰つて辛苦艱難を嘗めて、斯の如く雄大なる[illegible]をしつゝあつて、而して彼の過激派なる彼等の即ち橫暴なる所の勢力を挫いて、露西亞の國民をして、東部西伯利の安寧を保たしめたと云ふことは、我帝國の軍隊の威力のある所に相違ないことは、是は明なる事實である、而して顧みて見ますれば、明治二十七八年の日清の戰より明治三十七八年に於ける日露の戰より其歷史の上から考へ、其日本と露西亞との地利の關係上から考へて見まして、又此度の派遣軍人の上から、其功を奏した點から考へて見ましても、どうしても斯うしても西伯利の鐵道に對して、せめては東清鐵道だけに於ても、我國が亞米利加の鼻息に從ひ、亞米利加の尻馬に乘るやうなことなくして、首腦となつて此東清鐵道の管理權は、我國が必ず之を掌握しなければ、將來我帝國は北に向ひ西伯利に向つて事を爲す上に於て、此管理權を首腦として得るに非ざれば、我國百年の大計と云ふものは、西伯利に於て失つてしまふ動機となると云ふことを、私は深く信ずるのであります、所が此聯合國の協調に依り、聯合國の協同に依つて、此西伯利鐵道或は東清鐵道の管理は、今それは審議中である、相談中であるから、此內容に付ては、何とも今明に御答する事が出來ぬと云ふ所の外務大臣の御話のやうに承つて居りまするが、萬一でございます、帝國が斯の如き歷史の上から考へ、或は土地の接壤の上から考へ、今回の派遣の軍人の雄大なる功を奏した上から考へてもです、せめては此東清鐵道だけは首腦となつて優越權を有つて居るものでありまするが故に、此管理は必ずしも日本がやらなければならぬ、之が爲に私は哈爾賓、滿洲里地方へ參つて、我帝國陸軍武官の――高級武官の人々を訪問致し、或は兵卒などにも就て色々意見を問うて居りますが、其の武官たる大佐中佐或は少將、是等の人の名前は申しませぬけれども、我々が此西伯利に來て此秩序を保たしめ、西伯利國民をしてからに、枕を高うせしめた上から考へ、二十七八年、三十七八年の戰爭の歷史から考へ、土地を接する上から考へて見ても、せめては此東清鐵道を日本が掌握するに非ずんば、何が爲に我

等が來て居るのだ、苟も君歸られたならば、此事を帝國議會の代議士諸君に話つて、此東清鐵道の管理は我國が握らなければならぬと云ふ事は、飽くまで國民を鼓舞し、輿論を喚起してやつて貰はなければならぬと言つて居る、而して哈爾賓に於ては、今日我國の在留民男女合して、殆ど六七千人に達して居ります、醫者の數でも去年の中に行つた時には八十人許りであつたが、今度冬から掛けて正月に參つて見れば百七八十人も行つて居る、滿洲里地方と云ひ知多地方と云ひ、我帝國の國民は、ぐん／＼と進む一方で、彼の寒氣凜烈をも顧みずして進んで行つて居る、何でも行かなければならぬ、犬でも豚でも益々餘計西伯利にどん／＼我國から行かなければならぬと云ふやうな、私は此現象が大切であると云ふことを感じて居ります、どう云ふ風に此東清鐵道がなるか存じませぬけれども、萬一亞米利加の人々が首腦となり、亞米利加人が主權者となつて、日本が恐らく其尻馬に從ふと云ふことが假りにあるとしたならば、北滿に於ける所の我同胞兄弟、或は哈爾賓、滿洲里、知多、西伯利に向つて貿易を爲さんとする貿易業者、商業者、或は資本家、或は即ち企業家、是れ等の人々が皆な失望落膽をしてしまひまして、而して西伯利に於いて貿易業に大なる働を爲す、商業上の發展をなし、經濟上に手を伸ばさうと云ふ者は、失望落膽の餘り、或は日本の不利益に歸してしまつて、望を失うて、其力を伸ばすと云ふことが出來ないと云ふやうな事柄に立至るやも分らぬと私は思ふ、而して又我國内地の國民に於ても、せめては東清鐵道位は管理することが出來ると云ふことに國民が皆な期待して居るものと思ふ、若しも是が出來なかつたならば、或は慮る、國論の沸騰如何と云ふことを私は慮るゝのであります、希くば現内閣諸公に於かれまして、殊に外務大臣内田閣下に於かれましては、十分に一つ此邊の所をば御了解下されまして、せめては此東清鐵道だけでも、我國が掌握すると云ふことに御盡力あらむことを希望致します、同時に今鐵道問題に付て、もう一言申して置きますが、彼の黑河と哈爾賓との間の鐵道であります、黑河と哈爾賓間の鐵道の如きは是は如何でありますか是は、日本帝國が經營しなければならぬ、日本帝國が露西亞人と經營して、早くも手に入れて日本帝國が此經營の任に當らなければならぬ筈であつたのである、然るに亞米利加の人間に奪取られてしまつた亞米利加の人間が黑河と哈爾賓間の鐵道の敷設をやるではありませぬか是等に付ては如何でございますか、帝國政府は露西亞の國から何等かの交涉がありましたか、何か御相談でもありましたか、之を伺ひたいのである、殊に御承知の如く長春までは我が滿鐵の經營になつて居りますが爲めに、總ての事に付て貨物の輸送上、或は乘客の旅行は實に安心でございますが、長春から哈爾賓の間、僅か日本の里數に致しますれば六七十里そこ／＼であります、哩數に致しますれば百五六十哩許りの間と云ふものは、實に亂脈極つて居る、長春哈爾賓間の札を買はうと思ますには、まるで喧嘩腰になつて買はなければならぬ、それから汽車に乘つても、うつかりして居ると靴でも何でも自分の荷物を一等列車の中に――寢臺に入れて置いても、安心して居る譯に行かない、便所へ行くにも何時奪はれるか、持つて行かれるか、盜まれるか知れないと云ふ、實に亂脈極つて居りますが、其輸送上の不完全なる、汽車の中の不秩序なる、是は宜しく西伯利鐵道は管理しなければならぬ秩序を保たしめなければならぬと云ふことは、最も必要なことでございます、故に此東清、西伯利鐵道の管理問題に付ては、私が希望を述ぶると同時に、我帝國の腕を此所で揮つて戴かなければならぬ事を希望致して已まぬのであります、それから第二には「オムスク」政府の現狀に付て御尋したい(「成べく簡單に要領を願ひます」と呼ぶ者あり)承知仕りました丁度彼地へ參つて居りましたが、昨年十一月から十二月に掛けて、御承知の如く「コルチヤツク」と「セミヨーノフ」と彼の諍ひ、遂に妥協が英、佛、日の三國に依つて、其仲裁に依つて妥協が出來ました、幸に全露の統裁官としては、「コルチヤツク」が其任に當ると云ふ風に立至つて居りました所が、之を考へて見ますと、東部西伯利、西部西伯利の秩序が多少は恢復して居りますけれども、まだ／＼其過激派――「レニン」政府、それ等の空氣が幾分あちらこちらに瀰漫して居ります、萬一の事があつたならば、西伯利東西に於ても、或は段々過激派の空氣が再燃しやしないかといふ憂があるのでございます、而して此「オムスク」政府の現狀は目下如何なる狀態になつて居りますか、此全露の統裁官として此「コルチヤツク」なる者が、將來果して此統裁の任務を完うして、威力ある所の働を爲し、秩序を保つと云ふことは、外務大臣に於ては、是は十分御認めになつて居りますか、如何であるかと云ふ事を第二に御尋したい、それから第三に付きましては、露西亞の貨幣の事でございます、是は私は參考の爲め露西亞の留を十枚許り持つて歸りました、此留には露西亞帝國の――まだ露西亞前皇帝が存命中に發行致しました留紙幣もあります、或は「ケレンスキー」内閣の時分に出した貨幣も是に混つて居ります、それから過激派の「レニン」が發行致した札も此處にございます、西伯利政府が出しました札も此處にございます、斯の通りに西伯利地方に行きましたならば、貨幣が此通りに違つてしまふ、而して第一番に信用ある所の貨幣がどの貨幣であるかと云へば、彼の慘酷なる最期を遂げられましたる、露國前帝時代に發行されましたる紙幣が一番に信用がありまして、其兩替を致しまする上に於て、値打が一番宜いのであります、それから過激派の札に至つては、今非常に下落して東部西伯利、西部西伯利亞けれども「ペトロクラード」へ參りますれば、過激派の金が相場はどんと高くなつて居る、斯う云ふ風に哈爾賓、知多地方でも、幾種となくあちらこちらに散らばつて居る、日本の貿易業者、商賣人等が、皆な此の貨幣の不統一なることに迷うてしまひまして、十分なる金を投じてことをやらうとしても、或は貿易業の上に於いて働を爲し、商賣の上に於いても十分の活動をして見たいと思ひましても、何分貨幣が不統一の所より、どれを取つて置いて宜いか、どれを受取つて置いて宜いか、どれを以つて取引をしたが宜いか迷うてしまひまして、今や西伯利の現狀は、我帝國の貿易業、或は商業の上に於いて、經濟の上に於て、多少差控をすると云ふやうな現狀になつて居りまして、さうして彼の三井なり、或は久原鑛業株式會社なり、神戶の鈴木商店なり、大倉組なり、是れ等大商店、大企業家に於ては、或は調査實査と云ふやうな――調査若くは研究と云ふことに目下止めて置いて、不十分なる貨幣の不統一の爲め、活動することが出來ないと云ふやうな狀態に在るのであります、此貨幣なるものは、果して將來秩序を保ち、能く統一を保ちまして、日本帝國の在留邦民をして、此經濟の上に於て安心をさせて、商業上、貿易上、凡て經濟の上に活動せしむる機運が何れの時に來るか、或は此統一が立派に保つことが出來るか否やと云ふことに付て、大藏大臣の御意見は如何であらうかと私は何ひたいのであります、それから第四であります、第四に付ては我帝國は從來支那に對しましては支那問題々々々で、隨分朝野の人々が研究されまして、彼の上海には同文學院なるものも設立があつて、而して日本人として支那語を研究致しまして、海外或は帝國に許多居る者もありますが、段々平和會議が濟みました上に於ては、どうしても日本の國は北に向つて、東部西伯利西部西伯利を對手に、而して哈爾賓を中心として、西は滿洲里、知多、「オムスク」等に進み而して大にやらなければならぬと云ふ事でございます、それに付て第一番は、露語の研究が最も必要であらうと云ふ事を深く私は感じました、此露西亞の研究を爲し、又露西亞人をして日本の言葉を知らしめ、此日露の兩語を十分雙方共研究さして、話合をする上になりますれば、益々日露兩國の意思疏通されまして、遂に互に國民性を理解することに相成ります、又貿易の上に於ても、經濟の上に於て、何等の上に於ても、日露兩語の研究と云ふことは、目下の急務のみならず、將來我國が北に向つて發展せんとし、腕を伸ばさんとする上に於て、最も大必要であらうと考へますが、文部大臣は此の點に付ては如何なる考でござるか承つて置きたい、それから第五には郵便電信の事でございます、簡單に野田遞信大臣に御尋をして是で終りに致しますが、萬國郵便條約とか協約なるものが在るあつて哈爾賓には我國の郵便電信局が無いのであります、御承知の通り東京から哈爾賓、北滿洲里地方に電報を飛ばして長春の郵便電信局で受けて呉れる、それから東清鐵道の輸送不完全な運轉の不秩序、汽車中には泥棒が數多乘つて居る、其上に危險極まる、亂脈極まる東清鐵道の汽車に託して、さうして其郵便なり電信を哈爾賓に送る、尙ほ日本の郵便局員、電信局員は哈爾賓に二名か三名出張して居ります、出張して居りますが、扨哈爾賓の彼邊に日本の内地から電報を送る、通信をする、皆な長春驛で受付けて、其長春に集つたものを哈爾賓長春間の鐵道に乘せて來る、郵便局に數多集めて哈爾賓に持つて歸つて――哈爾賓に持つて歸つてどうするか、一々在留日本人の住宅に配達をして呉れますかと云へば、決してさうでない、

記達をして呉れない、三日經つても四日經つても打捨てゝ置いて、一方に函がそれに拵へてある、其函にもう電報が來て居る樣子だ、浦鹽から內地の汽車が着した、滿洲里の汽車が何時に着した長春から何時に着した、電報が家から來て居らぬか、郵便が來て居らぬか、さあ丁稚取りに行つて來いと言へば、其郵便電信を取りに行くと云ふ有樣になつて居る、六七千人の日本人が哈爾賓に行つて、大なる仕事をする際に方つて、此一事を以て我在留邦人が郵便電信の爲めに苦んで居る、又其不便を感じて居ると云ふことは、諸君も御承知の通りであらうと思ひます將來此平和會議の結果に於て、西伯利問題を解決し露西亞を救濟する上に於て、日本人の力を伸ばす上に於て、此哈爾賓即ち東部西伯利、西部西伯利に於ける所の郵便電信の施設方法に付て、遞信大臣は如何なる考を持つてござるかと云ふことを伺ひたいのでございます、私の唯今申上げました事は、以上斯の通りで、此五箇條でございますが、前段申しました通り、自分は決して現內閣に對して攻擊的批評的態度は更に持ちませぬ、飽までも好意を以て迎へて居るのでございますが、偶に自分が彼方へ參りまして、實地研究を致し、踏査を致した結果、將來帝國がやらなければならぬ、此方法をしなければならぬと云ふことを痛切に感じましたが爲めに、微力ながら此演壇に立つて質問したのであります。

○國務大臣(子爵內田康哉君) 議長。

○議長(大岡育造君) 內田外務大臣。

〔國務大臣子爵內田康哉君登壇〕

○國務大臣(子爵內田康哉君) 唯今松本君より質問の東淸鐵道に關する件に對しましては、已に西村君及望月君の質問に御答を致してあります、之を三度繰返すより外ありませぬ、唯々或は此問題に對して誤解になつて居る點がありはしないかと思ひますから、一言申添へたいのであります、此東淸鐵道なるものは、露西亞と支那との合辦の鐵道であるのであります、(「それは存じて居ります」と呼ぶ者あり)それ故に此鐵道は他國が來て掌握をするとか、管理をすると云ふことは出來ぬ性質のものであります今日の問題は露西亞の政變に際して、運行が甚だ不完全になつたのを、如何にして回復したか、詰まり列國が西伯利方面に兵を出して居ります、是等に對する供給もしなくちやならぬ、且つ西伯利地方に於ける人民の困苦も救はうと云ふには、どうしても鐵道の運行の敏活を圖らなければならぬ點でありますが、列國に共通の此便利を如何にせば宜からうと云ふことに對して、協議をして居る次第でございます尙又黑河より哈爾賓に至る鐵道のことに付て御話でありましたが、此鐵道は開戰前より露西亞側に於て敷設借款權を得て居るものであります、今日も其通りである、決して亞米利加が此鐵道に關係して居ると云ふことは事實でありませぬ、第二の點即ち「オムスク」に於ける統裁官である「コルチヤツク」に對する考はどうであるかと云ふことでありますが、此「コルチヤツク」は今日までまだ列國に於て認むる程度に行つて居りませぬ、然れども尙ほ露西亞に於ける政府の中では、最も有力なる政府であり、且つ有望なる政府でありますから此「コルチヤツク」の政府が益々確實になつて、列國に於ても之を認むることの時期の早く來らんことを望んで居る次第であります、其他三點ありますが、是は特に各大臣に御所望の事でありますから、何れ他の大臣より御答がありますことゝ思ひますが、其中第四番目の日露語の研究の事に付て、一寸私の方に關係した事がありますから申上げますが、此露語の研究を我が子弟をして益々從事せしめ、且つ露西亞人をして、日本の語學を修めしめると云ふことは洵に必要な事で、是より先はどうしても日本と露西亞は、益々親密になつて行かなければならぬことは申までもないことであります、其最も有力な媒介は、互に語學をすると云ふことである、無論日本に於きましても、露西亞語のことに付きましては、是までも出來得るだけの事は致して居ることゝ思ひます、尙ほそれでも間に合ひませぬから、追ては哈爾賓に語學校を一つ起したいと云ふことで、其筋々で目下協議中でありますから、多分は完全なる學校の設立を見るに至ることゝ期待して居ります是だけ……

○國務大臣(男爵高橋是淸君) 議長。

○議長(大岡育造君) 高橋大藏大臣。

〔國務大臣男爵高橋是淸君登壇〕

○國務大臣(男爵高橋是淸君) 唯今西伯利に於ての各種の留紙幣が出て、商取引に甚だ困難であると云ふ事情に付ては、委しく御述べになりましたが、其終りの大藏大臣に問ふと云ふことは、能く私には聽取れませぬでした、其混雜して居る狀況に付てどう考へるかと云ふ御尋ですか、そこを承りたい。

○松本誠之君 先刻私が申しました通りでありますが、此統一は必ずや近き將來に於て保つことが出來ると云ふ、御見込でございますか如何でございますかと云ふことを御尋したのであります。

○國務大臣(男爵高橋是淸君) 分りました、近き將來と云ふことは私はさう考へませぬ、併し何時と云ふことは是は測り難い、先づ以て露國其ものが統一されて、然る後でないと、さう云ふことは著手が出來ないのであります、私にはどうも分りませぬな。

○議長(大岡育造君) 野田遞信大臣。

〔國務大臣野田卯太郎君登壇〕

○國務大臣(野田卯太郎君) 唯今松本君の御質問がありましたが、私も一寸反問せねばならぬ、遞信大臣はどうするかと云ふことでございますが、彼處は支那の內であらうと思ふのです、露西亞の領分であるまいかと思ひます、外國でありますから、私が直ちに電信局を造る譯に行きませぬ、・外交上から――又餘所にも他國に直轄で造つて居る所はありませぬ今の電信は彼れは陸軍の野戰電信で、是は御承知だらうと思ひます、貴方がたが哈爾賓にござるから特に世話をして居ると思ふ、遞信省の人間で幾らか行つて居りますが陸軍の管轄であります、左樣御承知ありたうございます。

○松本誠之君 一寸甚だ失禮でありますが、勿論それは東部西伯利、西部西伯利は他國の領土であると云ふことは存じて居りますが、さう致しますと、哈爾賓なるものは露西亞が租借して居るが、支那の領分であることは分つて居りますが、哈爾賓には內證で內地の郵便局員が來て、さうして長春の方へ汽車に乘つて來て、其の郵便を取集めて哈爾賓へ持つて歸る、又哈爾賓から出す所の郵便電信は、其內地から派遣されて居る郵便電信局員が取集めて長春へ持つて來る、事實斯う云ふ風になつて居る、それは知多、滿洲里地方に於ても將來此平和會議の結果の後に於ては、斯う云ふやうな御方針を御執り遊ばさるるのであるか、如何かと云ふ事を御尋したのであります。

○國務大臣(野田卯太郎君) さうですか、そんな事はま些と先きでなければ分らぬ、今聽くべき事でもあるまいが、答へるべき事でもありますまい、どうぞ電信の事は大體にして置いて下さい。

○議長(大岡育造君) 中橋文部大臣。

〔國務大臣中橋德五郎君登壇〕

○國務大臣(中橋德五郎君) 御尋致しますが、先程外務大臣の御答辯で、大抵濟みましたらうと思ひますが如何ですか。

○松本誠之君 宜しうございます。

○國務大臣(中橋德五郎君) あちらは文部省の管轄でありませぬ、外務省の管轄でありますから。

○議長(大岡育造君) 是にて質問の通告は全部終りましたが、明日は會議の定日であります、日程は今日の日程の通りで例刻より進行致します、之を以て今日の散會を告げます。

午後七時二十五分散會

○大正八年一月二十三日(木曜日)

午後一時十二分開議

議事日程　第四號

第一　會計檢查院法中改正法律案(政府提出)　第一讀會
第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第三　第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案(政府提出)　第一讀會
第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第五　戰時利得稅法中改正法律案(政府提出)　第一讀會
第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第七　大正七年勅令第三百七十三號(承諾を求むる件)
第八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第九　穀類收用令(承諾を求むる件)
第十　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第十一　家祿賞典祿處分に關する法律案(川原茂輔君外十六名提出)　第一讀會
第十二　沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案(川原茂輔君外十六名提出)　第一讀會

○議長(大岡育造君) 諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一政府より提出せられたる議案左の如し
作業會計法中改正法律案
海軍工廠資金會計法中改正法律案
國債整理基金特別會計法中改正法律案

事業公債金特別會計法案
臨時國庫證券法中改正法律案
朝鮮事業公債法中改正法律案
臺灣事業公債法中改正法律案

一議員より提出せられたる議案左の如し

教育振興に關する建議案

提出者 樋口秀雄君 大津淳一郎君 井原百介君 荒川五郎君

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

臺灣總督府の鰹漁業取締に關する質問主意書

提出者 唐端清太郎君

一内閣總理大臣より左の通り發令ありたる旨の通牒を受領せり

農商務書記官 副島千八

農商務省所管事務政府委員被仰付

〔左の報告は朗讀を經ざるも參照のため茲に掲載す〕

一議員席次の變更左の如し

二七二 井原百介君
三四九 小山東助君
三六二 河野正義君

一常任委員補闕選擧の結果左の如し

第二部
豫算委員 望月小太郎君（尾崎行雄君補闕）
第四部
豫算委員 下岡忠治君（坂口仁一郎君補闕）
請願委員 小池仁郎君（平島松尾君補闕）
第六部
決算委員 赤木龜一君（今井嘉幸君補闕）

○議長（大岡育造君） 會議を開きます、御諮り申す事があります、臼井哲夫君より病氣に付、昨二十二日より向ふ二週間請暇の申出があります、許可するに御異議がありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ許可致します第七部選出決算委員中川隣之輔君常任委員辭任の申出があります、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ許可するに決します、而して速に其部に於て補闕選擧を行うて、御屆出あらんことを希望致します、日程第一、會計檢査院法中改正法律案の第一讀會を開きます――馬場政府委員。

第一 會計檢査院法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

會計檢査院法中改正法律案

會計檢査院法中左ノ通改正ス

第二條中「副檢査官專任十四員」ヲ「副檢査官專任十七員」ニ改ム

附 則

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員馬場鍈一君登壇〕

○政府委員（馬場鍈一君） 總理大臣並に法制局長官差支がございまして、出席を致し兼ねますので、私より本案の提出の理由を簡單に申上げます、御承知の如く歳計の年々膨脹しまするに伴ひまして、會計檢査の事務は一層繁劇を加へて參るのであります、隨つて其事務を整理致しますると共に、會計檢査事務の一層周到を期する爲めに、副檢査官を三名增員せんとするのであります、是は至極簡單な法律でもございますから、速に御審議の上御協贊を與へられんことを願ひます。

○議長（大岡育造君） 質問はございませぬか――日程第二、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勲君 本案委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の提議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 異議なければ本案は議長指名九名の委員に付託するに決します――日程第三、第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案の第一讀會を開きます――牛塚政府委員。

第三 第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案（政府提出） 第一讀會

第一回國勢調査施行ニ要スル地方經費國庫支辨ニ關スル法律案

第一回國勢調査施行ノ爲市區町村ニ於テ要スル經費ニ充テシムル爲國庫ハ百五十五萬五千四百八十八圓ヲ限リ之ヲ道府縣ニ交付ス

前項ノ規定ニ依リ交付スル金額ノ割合ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

〔政府委員牛塚虎太郎君登壇〕

○政府委員（牛塚虎太郎君） 本案に付きまして、私より便宜代つて簡單に御說明を申上げたいと思ひます、明治三十五年の法律第四十九號に依りますると國勢調査に要する費用は、國庫と地方と兩方分擔と云ふことに趣意が定つて居るのであります、然るに第一回の國勢調査に限りまして、市町村に負擔をせしむるのは、時節柄宜しくないと云ふことを考へまして、第一回國勢調査に限りまして、全國一萬二千有餘の市町村で要する經費を、全部之を國庫から支出する必要を認めまして、爰に本案を提出致した次第であります、案其物は至極簡單であります、どうぞ相當御審議の上御協贊あらんことを希望致します

○議長（大岡育造君） 日程第四、右議案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

第四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勲君 本案は委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ、本案は議長指名九名の委員に付託することに決しました、日程第五、戰時利得稅法中改正法律案、第一讀會を開きます――高橋大藏大臣。

第五 戰時利得稅法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

戰時利得稅法中改正法律案

（本案は本卷六九八頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇〕

○國務大臣（男爵高橋是清君） 本案提出の理由を簡單に說明を致します、現行戰時利得稅法中法人に對する課稅期間に關して、法人の事業年度が曆年末と一致するものと、一致せざるものとの間に於ける、課稅の權衡を計るの必要あるを認めまして、本案を提出致したる次第でありますから、何卒審議の上御協贊あらんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 日程第六、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第六 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勲君 本案は委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ、右議案の審査を付託すべき委員は、議長指名九名の委員に付託することに決定致します、日程第七、大正七年勅令第三百七十三號承諾を求むるの件を議題と致します――高橋大藏大臣。

第七 大正七年勅令第三百七十三號（承諾を求むる件）

大正七年勅令第三百七十三號

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ米及籾ノ輸入稅ノ低減又ハ免除ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正七年十月三十日

内閣總理大臣兼司法大臣 原敬
海軍大臣 加藤友三郎
外務大臣 子爵内田康哉
大藏大臣 男爵高橋是清
陸軍大臣 田中義一
農商務大臣 山本達雄
内務大臣 床次竹二郎
文部大臣 中橋德五郎
遞信大臣 野田卯太郎

勅令第三百七十三號

政府ハ當分ノ内勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ米及籾ノ輸入稅ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇〕

○國務大臣（男爵高橋是清君） 本案提出の理由を簡單に申上げます、昨年夏以來米價が著しく騰貴しまして、國民生活上不安を感ずるやうになりました、其調節の必要上、外米の輸入稅を撤廢して、其外米の輙すく輸入するやうに致さんが爲めに、憲法第八

條第一項に依りまして、此緊急勅令は公布せられたのでございます、而して將來尚ほ本令の效力を存續せしむるの必要がございますので、憲法第八條の第二項の規定に從ひまして、帝國議會の承諾を求むる爲めに、茲に之を提出致したのでございます、御審議の上御協賛を願ひます。

○議長(大岡育造君) 日程第八、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第八 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 本案は委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ本案を付託すべき委員は十八名とし、議長指名に決しました、日程第九、穀類收用令承諾を求むる件を議題と致します――山本農商務大臣。

第九 穀類收用令(承諾を求むる件)

穀類收用令

朕穀類ノ需給ヲ調節シテ穀價ノ暴騰ニ因ル國民生活ノ困苦ヲ救濟スルノ緊急ナルヲ認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ穀類收用令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

大正七年八月十六日

内閣總理大臣 伯爵寺内正毅
外務大臣 男爵後藤新平
海軍大臣 加藤友三郎
陸軍大臣 大島健一
司法大臣 法學博士松室致
文部大臣 岡田良平
遞信大臣 男爵田健治郎
農商務大臣 仲小路廉
大藏大臣 勝田主計
内務大臣 法學博士水野錬太郎

勅令第三百二十四號

穀類收用令

(本案は本卷七一七頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く)

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

○國務大臣(山本達雄君) 唯今議題となりましたる穀物收用令は、昨大正七年の八月に於きまして、米價が暴騰を致し、需要供給に於て大に釣合を失して居りますることで不安の念が生じまして、そこに至りまして御承知の昨年の暴動の後でございまして、緊急勅令を以て發布せられまして、其後今日に至りましても、御承知の米穀の狀態でございまする故に此後に於きましても、之を適用するの必要がないとも知れぬやうな狀態でございますからして、今後に於ても效力を持たせたいと思ひます、故に當議會に提出した次第でございます、どうか御承諾あらんことを願ひます。

○議長(大岡育造君) 日程第十、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第十 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 本案は日程第七、大正七年勅令第三百七十三號承諾を求むる件と同一の委員に、併せて付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ岩崎君の動議の通りに決しました、日程第十一、第十二の議案は同種の關聯せる議案なるを以て、一括議題とすることに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ一括議題と致します――提出者川原茂輔君。

第十一 家祿賞典祿處分に關する法律案(川原茂輔君外十六名提出) 第一讀會

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案

(本案は本卷七一一頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く)

第十二 沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案(川原茂輔君外十六名提出) 第一讀會

沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル家祿賞典祿處分ニ關スル法律案

(本案は本卷七一一頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く)

〔川原茂輔君登壇〕

○川原茂輔君 諸君、家祿賞典祿處分に關する法律案外一件は、本院に提出致しますることも、實に數回の多きに及んで居るのであります、而して何時も本案は一人の異議者なくして通過し、政府の反對に依り、貴族院は遂に握潰しの不幸に陷つて居りますが、其政府が反對せらるゝ所の理由は色々ありますけれども、其中に此法案が此儘行はれる時に於ては明治三十年法律五十號に依て處分をせられ、其同じものが再び又此法案に於て願出で、手數を煩すと云ふことは、甚だ取扱上に困難であると云ふことの一項が、主なる反對の理由であります、それで私共は本案を出します當初より、即ち三十年の法律五十號に依つて願出遲れしものに對して、特に今回限り期間を定めて、今一回濟救しやうと云ふの趣意に外ならぬのであります、そこで此法案の書方に付ての異論でありますから、本年提出致しましたものは、明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法、此の所の「第四條ノ期限内ニ願出サルモノニシテ同法」と此十九字を入れたのであります、さうしますと例年說明をします通り、三十年法律五十號に依つて願出べき權利を失つた者に對して、救濟すると云ふ意義が明瞭になるのでありますから、相變らず滿場一致の御贊成を得たいと思ふのであります、沒祿處分を受けたる者に關する問題は、前年出しましたのは、一二、三、四條でありますが、其第四條は即ち懸案のものがありました故に、此四條を入れて置きましたのが、是が又却て政府の反對の因を爲しましたから即ち四條は之を削除したのであります、四條を削除し、それから家祿賞典祿の方に於ては、右申上げるやうに法案の意義を明瞭に致しましたから、之を提出する所の理由は、數回此演壇に於て諸君の御耳に徹して居ることゝ信じまする、大體は申上げませぬから、此本案の意義を明瞭にし、相變らず滿場一致の御贊成を得まして、本年は貴族院も必ずや同意せられんことを切に希望致します、斯の如きものが永く懸案となつて、年々歳々各藩の士族が東京に集つて運動をするなどゝ云ふことは、是は決して好い事ではありませぬ、斯う云ふものはさつさと片付けてしまつて、民意の存する所に從つて遣られる內閣であれば、本年は多分御贊成せられるものと信じますどうか宜しく御願します(拍手する者あり)

○岩崎勳君 兩案を一括し、議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ兩案を一括し、議長指名九名の委員に付託するに決します――是にて他には日程もありませぬに依り、本日は是にて散會致します、次回の日程は公報を以て御通知致します。

午後一時三十一分散會

○大正八年一月二十五日(土曜日)

午後一時八分開議

議事日程　第五號

第一　作業會計法中改正法律案(政府提出)　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　海軍工廠資金會計法中改正法律案(政府提出)　第一讀會

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五　國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出)　第一讀會

第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第七　專賣公債金特別會計法案(政府提出)　第一讀會

第八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第九　臨時國庫證券法中改正法律案(政府提出)　第一讀會

第十　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十一　朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出)　第一讀會

第十二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十三　臺灣事業公債法中改正法律案(政府提出)　第一讀會

第十四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○議長(大岡育造君) 報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一政府より提出せられたる議案左の如し

(第一號)大正七年度歳入歳出總豫算追加案

一議員より提出せられたる議案左の如し
食糧政策及小作農保護に關する建議案
提出者　土井　權大君　中川幸太郎君
決議案
提出者　元田　肇君　岡崎　邦輔君
小川　平吉君　江藤　哲藏君
川原　茂輔君　武富　時敏君
藤澤幾之輔君　早速　整爾君
下岡　忠治君　野添　宗三君
古島　一雄君　金杉英五郎君
花井　卓藏君　山根　正次君
東方調査局設置に關する建議案
提出者　伊東　知也君
一議員より提出せられたる質問主意書左の如し
滿洲に於ける土地商租に關する質問主意書
提出者　伊東　知也君
私學奬勵に關する質問主意書
提出者　樋口　秀雄君
〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕
一昨二十四日常任委員補闕選擧の結果左の如し
第七部
決算委員秋田寅之介君（中川隣之輔君補闕）
一昨二十四日委員長及理事互選の結果左の如し
會計檢査院法中改正法律案委員會
委員長　渡邊　昭君
理事　大石　五郎君
第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案委員會
委員長　根本　正君
理事　秋田　清君
戰時利得稅法中改正法律案委員會
委員長　井上　敬之助君
理事　大口　喜六君
大正七年勅令第三百七十三號（承諾を求むる件）外一件委員會
委員長　鵜澤　總明君
理事　熊谷　直太君、尾崎　元次郎君、石原　正太郎君
家祿賞典祿處分に關する法律案外一件委員會
委員長　松井　文太郎君

理事　八田　宗吉君

○議長（大岡育造君）　會議を開きます、諸問があります、常任委員第三部選出豫算委員平山岩彥君、右常任委員辭任の申出があります、許可することに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ之を許可致します、就ては其部に於て速に補缺選擧を行ひ屆出あらんことを望みます、尙ほ其他の議員より請暇の申出があります、病氣の爲め今二十五日より向ふ八日間櫻井庄平君、病氣に付今二十五日より向ふ二週間小山東助君、許可することに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ之を許可することに致します――內閣總理大臣の演說を許可致します。

〔國務大臣原敬君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（原敬君）　諸君、既に御聞及に相成りましたことゝ存じまするが、此度李太王殿下薨去に相成りまして、洵に哀悼の至に堪へぬ次第であります之に付きまして、從來合倂以前に在りまして、日鮮交際の極めて親密なることに鑑み、又合倂後の今日に於ては、我皇室に於かれまして、皇族に準じて優遇せらるゝと云ふことに顧みまして、政府に於きましては、李太王殿下の御葬儀は、國葬を以て營むことを適當と思考致します、仍て本日之に關する豫算案を提出致しましたのであります、唯今申す如く從來の歷史に鑑み、又今日我が皇室御優遇の御趣意に顧み、尙ほ既に李王世子は、我が皇族と御婚儀も結ばるゝと云ふことに相成つて居るのであります、是等種々の點を綜合致しまして、適當なりと思考致すのでありますから、諸君に於ては御審査の上、願くば滿場の御一致を以て此案に御贊成あらんことを、深く希望する次第であります（拍手起る）

○齋藤珪次君　議長。

○議長（大岡育造君）　齋藤珪次君。

○齋藤珪次君　唯今總理大臣の御演說に依りますると、李太王國葬費の追加豫算は緊急議すべきものと存しますので、是より豫算委員會を開きたう存じますから、御許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します、成べく速に御審査の上、御報告を希望致します。

○齋藤珪次君　而して豫算委員の諸君は直ちに御參集を請ひます。

○議長（大岡育造君）　日程第一より第十三までは、便宜上一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ、一括して議題と致します――第一作業會計法中改正法律案、第三海軍工廠資金會計法中改正法律案、第五國債整理基金特別會計法中改正法律案、第七事業公債金特別會計法案、第九臨時國庫證券法中改正法律案、第十一朝鮮事業公債法中改正法律案、第十三臺灣事業公債法中改正法律案、是だけを一括議題と爲し、第一讀會を開きます、神野政府委員。

第一　作業會計法中改正法律案（政府提出）

第一讀會

作業會計法中改正法律案

作業會計法中左ノ通改正ス

第一條中左ノ如ク改ム

第四　海軍火藥廠

第二條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

海軍火藥廠据置運轉資本ハ二百萬圓トシ漸次一般會計ヨリ繰入ス

附　則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

第三　海軍工廠資金會計法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

海軍工廠資金會計法中改正法律案

海軍工廠資金會計法中左ノ通改正ス

第二條　海軍工廠資金ハ二千萬圓トシ漸次一般會計ヨリ繰入ス

附　則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

第五　國債整理基金特別會計法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

國債整理基金特別會計法中改正法律案

國債整理基金特別會計法中左ノ通改正ス

第二條中「一般會計」ノ下ニ「又ハ特別會計」ヲ「借入金」ノ下ニ「並臨時國庫證券」ヲ加ヘ「他ノ特別會計ヨリ繰入ルルモノヲ倂セテ」ヲ削ル

附　則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

第七　事業公債金特別會計法案（政府提出）

第一讀會

事業公債金特別會計法案

（本案は本卷六九九頁貴族院議事中に掲載せるを以て再揭の煩を避く）

第九　臨時國庫證券法中改正法律案（政府提出）

第一讀會

臨時國庫證券法中改正法律案

臨時國庫證券法中左ノ通改正ス

第一條中「便ニスル爲」ヲ「便ニシ其ノ他聯合國ノ財政ヲ援助スル爲」ニ改ム

第二條中「五億圓」ヲ「八億圓」ニ改ム

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十一　朝鮮事業公債法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

朝鮮事業公債法中改正法律案

朝鮮事業公債法中左ノ通改正ス

「一億六千八百萬圓」ヲ「一億七千八百萬圓」ニ改ム

第十三　臺灣事業公債法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

臺灣事業公債法中改正法律案

臺灣事業公債法中左ノ通改正ス

第二條中「七千三百五十萬圓」ヲ「九千二百五十萬圓」ニ改ム

第三條　削除

第六條及第七條ヲ削ル

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前募集シタル臺灣事業公債ノ元金ノ消滅時效ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

〔政府委員神野勝之助君登壇〕

○政府委員（神野勝之助君）　作業會計法中改正法律案の改正の理由に付て申上げます、本案は政府に於きまして、大正七年度中に平塚の日本爆發物製造株式會社を買收致しましたる結果として、新に海軍火藥廠を設けまして、其收支は之を特別會計として經營するを至當と認めまして、作業會計法中に改正を加へやうとするのであります第一條に「海軍火藥廠」と云ふ文字を加へ、第二條三項の方に其運轉資本の

額を決めやうとするのであります、之に要しまする据置運轉資本額は一年に三四回廻轉する者と認めまして、二百萬圓と定めまして、大正八年度に於て、一般會計より致しまして七十萬圓を繰入れまして其殘額は九年度以降、漸次其火藥廠の特別會計より生ずる益金を以て之を繰入れて行くと云ふ豫定でありまする御審議の上御協贊あらん事を希望致します、それから次の海軍工廠資金會計法中改正法律案に付きましては、是は從來九百五十萬圓でございました、之を二千萬圓に增加しやうと云ふのであります、海軍工廠資金會計法は、明治三十八年の公布に係りまして、其資金は明治四十二年度に至りまして、現在の九百五十萬圓になりました、然るに近年海軍造船造兵事業の膨脹を來しまして、資金の收支額は著しく增加致しました、又造船造兵事業費豫算は、是亦之に相伴うて著しく增加致しまして、共に二倍乃至三倍位に增して來ましたのであります、斯う云ふ狀態でありますから、現在の据置運轉資本額にては、運轉上困難を感じますから、之を二千萬圓に增加致しまして、大正八年度には一般會計より百萬圓を繰入れまして、其殘額は大正九年度以降に於て、漸次繰入れやうと云ふのであります、而して其財源は矢張本會計から生ずる益金を以て、繰入れやうと云ふ豫定でございます、次に國債整理基金特別會計法中改正法律案、是は御承知の如く、特別會計から繰入れる資金と一般會計より繰入れる資金とありまするのでありますが、從來は特別會計から國債整理基金に繰入れまするに、一般會計を經由して繰入れて居りましたのであります、今度豫算の簡明を圖りまして一般會計を經由せずに、直ちに特別會計から國債整理基金に繰入れやうと云ふ爲めに、改正を致したいと云ふのが一點でございます、次の點は臨時國庫證券と云ふものを、大藏省證券と同じやうに、此萬分の百十六を繰入れると云ふ計算の外に置かうと云ふ點でございます、と云ふのは臨時國庫證券は、唯々金融上の種々の目的に發行致しまするものでありまして、國債とは云ふものゝ、國の歲出事業費に充てると云ふものではないのでありまして、矢張其性質は大藏省證券等と同じ性質のものでありますから、國債償還額の萬分の百十六の中に加へない、大藏省證券と同じく其外に置かうと云ふ趣意なんであります、それから事業公債金特別會計法、是は新に此事業公債金を收入致します一つの特別會計法を設けやうとするのでございます、現在は特別會計の公債金の收入は、朝鮮の事業公債金は、朝鮮事業公債金特別會計法と云ふのがございます、又臺灣の方の公債金收入は、事業公債基金特別會計と云ふのがございまして、各特別會計公債金每に、別々に特別會計が立つて居るのであります、誠に區々になつて居りますから、今度之を統一致しまして、事業公債金の收入と云ふものは、此一つの特別會計に皆な收入致しまして、統一を圖りたいと云ふ趣旨から、此特別會計法を設けまして、一方に於て現在の朝鮮特別會計法、並に事業公債金特別會計法は廢したいと云ふ趣意なのでございます、それから臨時國庫證券法中改正法律案、是は第一點は其目的の範圍を擴めまして聯合國に對して輸出する、軍需品の代金の決濟を便にすると云ふことの外に、聯合國の財政を援助する爲めと云ふことに目的を擴めたいと云ふのが一つと又第二點は三億圓を發行限度に止めまして、現在の五億圓を八億圓と致しまして、此臨時國庫證券の發行の目的を十分に致したいと云ふ趣旨なんであります、次に朝鮮事業公債法中改正法律案、是は朝鮮に於きまする海關工事費の增加に伴ひまして今年度豫算に計上してございます通り、約一千萬圓を現在の公債限度の額に加へまして、一億七千八百萬圓としやうと云ふ改正案であるのであります、其次の臺灣事業公債法中改正法律案、是は臺灣に於きまする鐵道を複線に致さうと云ふ（「もう少し大聲に願ひます、聞えない」と呼ふ者あり）風邪を引いて居りまして、咽喉が惡うございますから、臺灣に於きまする鐵道事業の發展に伴ひまして、鐵道の建設費を增加する必要から致しまして、約二千萬圓近くを現在の發行限度に加へまして、七千三百五十萬圓と云ふのを、九千二百五十萬圓と改めたいと云ふのが一點であります、それから他の點に於きましては、此公債法は早き以前に制定せられましたもので、稍々今日の事情に適しない箇條がございますから、之を改正致したいと云ふのでございます、何卒御審議の上御協贊あらんことを願ひます。

○議長（大岡育造君）　日程第二乃至十四、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎君。

○岩崎勳君　日程第二乃至十四の七案を一括して、委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ議長指名、十八名の委員に付託することに決しました。

○岩崎勳君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎君。

○岩崎勳君　議事日程の追加に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に第一號大正七年度歲入歲出總豫算追加案を議題とし、委員長の報告を求め。且つ之を審議し、次に元田肇君外十三名提出、李太王殿下哀悼に關する決議案を追加上程し、提出者の說明を求め、且つ之を審議せられんことを望みます、而して決議案の全文は特に朗讀を命ぜられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議なきものと認めます、御異議はありますまい。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　即ち日程は追加されました。

第一號　大正七年度歲入歲出總豫算追加案

決議案（元田肇君外十三名提出）

○議長（大岡育造君）　豫算委員長の報告を求めます

○齋藤珪次君　議長。

○議長（大岡育造君）　齋藤珪次君。

〔齋藤珪次君登壇〕

〔拍手起る〕

○齋藤珪次君　本員は茲に第一號大正七年度歲入歲出總豫算追加案の此審査の報告を致すことを悲みます、本案は御承知の如くに、大勳位李太王殿下薨去に付き、國葬費十萬圓を要すると云ふことの案でございまして、之を政府より提出致されました、豫算委員會は本案を議するに於きまして、全員此李太王殿下の卒然薨去せられしことを哀悼痛惜致すのであります、爲に豫算委員會に此誠意を表するの意思を以て、全部原案の如く決定を致しました、右御報告に及びます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、全會一致、即時可決せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　豫算委員長の報告に贊成の諸君の起立を希望致します。

總起立

○議長（大岡育造君）　滿場一致可決したることを宣告致します、決議案の朗讀を命じます。

〔原田書記官朗讀〕

決議案

提出者　元田　肇君　岡崎　邦輔君
小川　平吉君　江藤　哲藏君
川原　茂輔君　武富　時敏君
藤澤幾之輔君　早速　整爾君
下岡　忠治君　野添　宗三君
古島　一雄君　金杉英五郎君
花井　卓藏君　山根　正次君

衆議院は大勳位李太王殿下薨去の報に接し哀悼の至に勝へす茲に本院の決議を以て恭く弔意を表す

○議長（大岡育造君）　元田肇君。

○元田肇君　理由を說明する爲めに登壇致します。

○議長（大岡育造君）　御登壇を望みます。

〔元田肇君登壇〕

〔拍手起る〕

○元田肇君　諸君、本員は唯今朗讀になりました哀悼の決議案、提出の理由を申述べたいと存じます、大勳位李太王殿下本月二十一日病に罹らせられたるの報傳りまするや、本員等は必す御快方に向はせらるべきことを信じまして、其一日も速かならんことを祈り奉つた譯でありましたが、其甲斐もなく二十二日遂に薨去あらせられたるの報に接しまして、洵に千歲の恨事、哀悼悲痛に堪へない次第であります殿下は天資英明仁慈にあられまして、御仁政の事は枚擧に遑あらすと承つて居るのであります、彼の日淸日露の兩役に於ける盟約締結を首めと致しまして多年御深慮あらせられたるは較著の事實であります而して特に東洋の平和を保維し、朝鮮の福利を增進する事を觀念あられまして、遂に能く泰平隆昌の德澤に浴するの今日あるに至らしめましたことは、李王殿下の御英斷に出でたことの多きによることは、申すまでもなき事と存じますが、李太王殿下の英明なる御贊助亦與つて多大なることを信じて疑はないのであります、斯の如き次第でありまするが故に、我が帝室に於かせられましても、特別なる御優遇あ

らせられること丶拜察するのであります、李太王殿下は、御退位後は德壽宮に餘世を送られまして、風月を侶とされて在らせられたのでありますが、其後世子殿下の御就學の事あるに及びまして、一日千秋の御思にて御成長を待たせられ、客年久々にて御對面になりまして、世子殿下の文武の道に御練達あらせられたる其御雄姿を御認めになりまして、御喜びも一層で在らせられたと云ふことを吾々は承つて居ります、此頃は又梨本宮女王殿下の御慶事の御勅許を賜りまして、不日御式事を擧げさせらるべき御運びとなり、李太王殿下の御滿悅は想察し奉るに餘りありしに、何事でありませう、俄に病に罹らせられまして薨去の報に接するに至らんとは、李王家各殿下の御悲歎は如何許りでありませう、又梨本宮殿下の御悲みは拜察に堪へぬ次第であります、上陛下の御思召の程も誠に恐懼に堪へぬことに存じます、本院は既に國費に付きまして、先刻滿場一致の誠意を披きまして、協贊致した次第でございますが、尙ほ哀悼の至情を披瀝致しまして、敬弔の意を表する事が至當であらうと存じ、各派期せず一致の意見を以ちまして、玆に本決議案を提出するに至つた次第であります、私は長く多辯を此間に挾む必要はないと存じます、誠に哀悼悲痛に堪へない次第でありまして、以上本決議案提出の理由を述べまして、滿場一致の御贊成あらんことを期待いたして降壇致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 決を採ります、決議案に贊成の諸君の起立を求めます。

總起立

○議長（大岡育造君） 滿場一致可決したることを宣告致します、尙ほ玆に御諮り申す事があります、弔意を表する爲めに、本日は是より休會、尙ほ御葬儀當日は休會することに致しては如何であります。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ是亦御起立を希望致します。

總起立

○議長（大岡育造君） 滿場一致可決致しました、本日は是より休會、尙ほ御葬儀當日も休會する旨を宣告致します。

午後一時三十九分散會

○大正八年一月二十八日（火曜日）

午後一時十四分開議

議事日程 第六號

質問

一 公娼制度の存廢に關する質問（横山勝太郎君提出）

二 臺灣總督府の鰹漁業取締に關する質問（星島清太郎君提出）

三 滿洲に於ける土地商租に關する質問（伊東知也君提出）

四 私學獎勵に關する質問（樋口秀雄君提出）

第一 衆議院議員選擧法中改正法律案（高木益太郎君外三名提出） **第一讀會**

○副議長（濱田國松君） 諸般の報告を命します。

〔原田書記官朗讀〕

一 議員より提出せられたる議案左の如し

衆議院議員選擧法中改正法律案

提出者 武富時敏君 藤澤幾之輔君 下岡忠治君 早速整爾君 加藤政之助君 柵瀨軍之佐君 齋藤隆夫君

一 貴族院は本院の送付に係る左の政府提出案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

（第一號）大正七年度歳入歳出總豫算追加案

一 內閣總理大臣より議長宛左の通發令ありたる旨の通牒を受領せり

司法省參事官 飯島喬平

司法省所管事務政府委員被仰付

文部省圖書監査官 渡部董之介

文部省參事官 武部欽一

文部省所管事務政府委員被仰付

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に掲載す〕

一 去二十五日大正七年勅令第三百七十三號外一件委員町田忠治君、內藤傳祿君辭任に付其補闕として横山金太郎君、小林嘉平治君を、戰時利得稅法中改正法律案委員小林嘉平治君、横山金太郎君辭任に付其補闕として西英太郎君、武藤嘉門君を孰れも議長に於て選定せり

一 昨二十七日大正七年勅令第三百七十三號外一件委員横山金太郎君辭任に付其補闕として横山勝太郎君を議長に於て選定せり

一 昨二十七日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第三部

豫算委員 山田珠一君（平山岩彥君補闕）

一 昨二十七日委員長及理事互選の結果左の如し

作業會計法中改正法律案外六件委員會

委員長 粕谷義三君

理事 西田鋭吉君 田中善立君 秋田寅之介君

一 昨二十七日豫算委員會理事補闕選擧の結果左の如し

豫算委員

理事 上田彌兵衞君（理事北井波治目君補闕）

○副議長（濱田國松君） 是より會議を開きます、諸君に御諮りを致します、仙石貢君より病氣に付本二十八日より十日間請暇の申出がありました、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君） 御異議がなければ許可することに致します、是より日程の議に入ります、質問第一、公娼制度存廢に關する質問、横山勝太郎君。

一 公娼制度の存廢に關する質問（横山勝太郎君提出）

公娼制度の存廢に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年一月二十一日

提出者 横山勝太郎

贊成者 島田三郎 外三十一人

公娼制度の存廢に關する質問主意書

第一 政府は現下の公娼制度並斯界の實狀は國法に牴觸する所なしと信する乎政府は明治維新の始に於て夙に人身賣買の制度を否認し全國の娼妓を解放し人權尊重の義を明かにしたりと雖依然として人身賣買の事行はれ舊來の陋習依然たり更に相當の政策を必要とせさるか

第二 政府は公娼制度を以て國民の活力を害し國家の面目を損壞するものとは認めさる乎公娼制度は國民を奢侈遊惰に導き其生產力を害し且文明君子國の體面を害すること甚た大なりと信す政府の意見如何

第三 政府は現下の公娼制度を存續し斯界の現狀を是認せむとする乎公娼は居住移轉の自由を有せす又廢業の自由なし宛然牢獄に投せられたる奴隸の如し其の慘狀言語に絕す是れ憲政治下の一大怪事に非すや

第四 若政府にして公娼制度を廢止する能はすとせは從來の密集制度營業所營業方法に關しては大に改善の實を行はさるを得さるものあり之を抛擲するは政黨內閣の實に適はさるものなりと思料す政府の意見如何

第五 若公娼制度を廢止するものとせは賣笑行爲に關して如何なる政策を採らむとする乎賣笑行爲は不德なりと雖或程度迄之を放任するの必要なき乎

右及質問候也

〔横山勝太郎君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○横山勝太郎君 此問題は神聖なる議場に於て、發言することがどうであらうかと、聊か躊躇した點もございます、併ながら感ずる所あり、幾萬の窮民に代つて、聊か政府の所信を質して置きたいと思ひます、で御承知の如く、明治維新の際に、先帝は舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべしとの勅を降し給ふたのであります、誠に此聖旨は宏遠であつて萬民保全の大道である、又不朽の國是であると、斯う考へて居るのであります、で我國が一躍して文明の强國の位地に列したと云ふことも、大に此聖旨に負ふ所多しと信じて居ります、然るに從來の我國の爲政者は、甚だ公明中正を缺いて、此聖旨を奉ずることの實が甚だ乏しいと云ふことは、洵に國民の遺憾とする所であります、で維新以來漸次舊來の陋習を破つて、色々文物制度の上に改善を致して參りました、併ながらまだ幾多の陋習なるものが、我國の制度の上にも、習慣の上にも殘つて居ると云ふ事柄は國民の齊しく認むる所であります、現に此公娼制度の如きものも、舊來の陋習にして、未だ破ることの出來ない一つのものと認めて居るのであります、現に此一例を取つて見ますると云ふと、最も手近な所に在りまする新吉原の如きは、元祿年間には約二千人あつた、それから天明年間にも二千二三百人あつた、安政年間にも二千七八百人の者が居つた、所が大正の御代になりましてからも、矢張公娼が減少することなくして、大正三年度に二千四百八十八人

大正四年度に二千四百九人、大正五年度に二千三百六十二人、大正六年度に二千四百五十五人、八年度に於て少しく減じても、まだ二千三百五十一人と云ふ人間を殘して居るのであります、而して此公娼制度を最も盛んにやつて居ります所は、我日本に於きましては大阪であります、大阪の統計も手許に持つて居りますが、大體東京市に於ける統計と大差はない、他の處に於きまする例は姑く之れを省略して、兎に角に大都市の現狀が今申すやうな有樣でありまして、少くとも公娼制度に付いては、元祿年間よりも我日本は退歩致して居る、幕府時代の無智文盲の時代に於いて、僅に千九百人か、二千人に過ぎなかつた者が、此の文物制度の進歩したる大正七年度に於いて、尚ほ二千數百人の公娼を吉原のみに於いても存在して居ることは、少くとも公娼制度は、日本國民の道德と云ふものが、退歩して居ると私は考へて居るのでございます、斯の如き事情に付きまして、數點政府に御尋ねしたいと考へます點は、第一に今日の公娼制度、並に公娼界の實狀と云ふものは、果して我帝國の國憲に、牴觸する所なしと認めて居るかどうかと云ふ點であります、私の見る所に依れば、今日の公娼制度は、憲法の條文にも反するし、又娼妓取締規則なる內務省令の規程にも背反して居るものと考へて居ります、政府は明治維新の初に於きまして、夙に人身賣買の制度を否認せられた事柄は、明治五年、又明治八年度に於きまする各布告に依つて明瞭であります、而して此各布告に依つて公娼制度を禁じたと云ふことは——公娼制度に非ず人身賣買を禁じたと云ふことは明瞭でありますが、依然として此貸座敷營業と云ふ名の下に、自由契約に依り貸借と云ふことに名を藉りて、其實は人身賣買の實を行つて居る、譬へて申しますれば、前借金のことを身代金とも申します、身代金と云ふことは即ち人身賣買の代金と云ふことであります、法律の上には人身賣買を禁じ、又內務省令の上にも、多少娼妓の自由なるものを認めて居ります、けれどもが之を四圍の情況に考へて見ますると云ふと、現今の公娼なるものは、殆ど牢獄に投ぜられたる奴隷の如きものであります、彼等は內務省の省令の命ずる所に依り、自由廢業を爲さんとしても、容易に自由廢業の目的を達することが出來ない、或は樓主よりして甘言以て其身體を拘束せられ、或は俠客などの手に依つて暴力を加へる、或は警察官が密室に喚んで自由廢業の不可なることを懇々と諭示する、さう云ふ際立つた事をしないで、樓主と能く協議したがよい、故に今日は一應樓に歸つて相談したが宜からう一度元の樓に歸れば纖弱き婦人のことでありますから、敢然として自由廢業の初志を貫徹することが出來ないと云ふことは、是は申すまでもない事柄であります、それから此公娼なるものが、病院に行きます際にも、矢張さうであります、外出の自由も無ければ、自分の樓に歸つて來る自由も無い、矢張囚はれたる牢の如き狀態に於て、殆ど監禁同樣の目に遇つて居るのであります、それが爲めにです、諸君も最近の事實であるから御承知でありませうが、本年一月匆々に大阪なる松島遊廓の娼妓九名の者が、病院の或る所に火を放つて、さうして病院から脫走すると云ふことを企たことは、新聞に出て居りました是等もです、娼妓が憲法の保障に依つて、身體の自由を有して居りますれば、何を好んで彼等は、此恐るべき放火犯の大罪を犯すでありませう、萬已むを得ぬから、彼等は最終の手段たる放火に出でたものと私は考へて居ります、現に斯う云ふやうな事柄は放火犯として現れたと云ふことは、自他共に不幸に感ずる點でありまするが、言葉の上では屢々現れて居るのであります、現に最近に公娼の事に付て著した著書の中に斯う云ふ事が書いてあります、矢張大阪に居る娼妓が不平を洩して居る所の言葉の一端を歌に唄つて居るのであります、其俗謠に依りますると「新地流れて病院燒けて親方「ペスト」で死ねば宜い」（「もう一遍どうか願ひます」と呼ふ者あり）是は極めて學問の素養のない婦人の言葉でありますから、歌になつて居るかどうか存じませぬが、誠に其心情は同情すべきことと私は考へます、此無智の窮民をして、斯の如き俗謠をも唄はしむるに至つては私は制度の罪で、又樓主の罪で、彼等は決して憲法、法律の保障を受けて居らぬと云ふ私は活きたる證據と考へます、斯樣な次第でありまして、內務省令の規定に依つて娼妓は確に自由を有して居りますけれどもが、實際に於て廢業の自由をも得て居ないのみならず、居住移轉の自由も無い、是が事實上から見て、私は彼等は甚だ不自由であると云ふ點を諸君に訴へて置きたいのであります、それから何が故に憲法の規定に反するかと云ふ點を一應申上げて置きたいのであります、內務省令の第七條に依りますると「娼妓ハ廳府縣令ヲ以テ指定シタル地域外ニ住居スルコトヲ得ス娼妓ハ法令ノ規定若ハ官廳ノ命令ニ依リ又ハ警察官署ニ出頭スル爲外出スル場合ノ外警察官署ノ許可ヲ受クルニ非サレハ外出スルコトヲ得ス」詰まり娼妓なる者は、行政命令を以て指定したる地域の外に出ることが出來ず、又居住することも出來ず、又警察官の命令あるに非ずんば、許可あるに非ずんば外出が出來ない、是が身體自由に關する內務省の規定でありますから、翻つて憲法の規定を調べて見まするに、御承知の如く其第二十二條に「日本臣民ハ法律ノ範圍內ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス」斯の如く保障を與へられてあるのであります、然るに法律に依らずして、內務省令なる一箇の行政命令を以て、此國民の居住移轉の自由を剝奪すると云ふことは、憲法の規定に反する、是が私の政府に問はんとする第一項の趣旨であります、第二に承つて置きたいと考へます點は、それは公娼制度を以て國民の活力を害し、國家の面目を損傷するものと認めざるかと云ふ點であります、私の信ずる所に依れば、公娼制度なるものは、國民を驕りて奢侈遊惰に導き、其生產力を害し、兼ねて我帝國の體面を害するものであると云ふことを、深く信じて居る者であります、御承知の如く我が日本國には、今日公娼が約五萬人居ります、而して此五萬人の婦人に對して、男子がどれ位の遊興費を使ふかと云ふことを調べて見ますると、是は全國の統計は私は分りませぬが、東京のみの遊興費を調査して見ますると云ふと、大正五年度に於て二百七十萬圓、六年度に於て四百萬圓、大正七年度に於て五百二十五萬圓、是は單に新吉原に於ける遊興費のみであります、是は日本全國の各公娼所在地の遊興費を調査致しましたならば、莫大の金額に上ると考へます、青年有爲の者が其活力を害すると云ふことは、衞生上から考へて見ましても論の無い話、此新吉原のみに限つても幾百萬圓の金を壯年の者が遊興費に捨てて居ると云ふ事柄は、國家の生產上、由々敷大事であると私は考へて居ります、而して此我國の女學生はどの位在るかと云ふことを調査して見ますると云ふと、約八萬人女學生なるものが居ります、小學校の女教員なる者が、約五萬人居ります、藝者が五萬三千人許り居ります（笑聲起る）酌婦なる者が四萬五千人許り居ります、而して此娼妓が五萬人、此外[illegible]を數へて見ますると云ふと、果して日本の婦人なる者が、如何なる地位に在るものであるか、[illegible]の如き婦人の統計があると云ふ事柄は、果して日本國の名譽であらうかどうかと云ふことを私は非常に憂ふるものであります今回歐洲戰爭の結果を諸君は御覽になつて居りまする通り、幾千萬の男子が出征を致しました結果、殆んど總ての後方勤務と云ふものは、大概大小輕重となく、婦人に依つて功績を斷されて居ります、後に殘つて居る男子と云ふものは老人であるか、病人であるか、子供であるかである、此の老人なり、病人なり、子供を助けて、而して或は郵便に、或は電信に、或は電車に、或は兵器彈藥に、總ての後方勤務を背負つて立つた者は、悉く婦人であると云ふことを斷言して憚らぬと云ふ事柄は、諸君の能く御承知になつて居る所であります、翻つて我が日本國に於てはどうかと云へば、實に五萬有餘の奴隷を有つて居る、最も年若き良き體格を有して居る所の五萬人の婦人と云ふ者は、殆ど奴隷同樣の境遇に在ると云ふ事柄は、私はどのやうにしても看過すべからざる現象であつて、是は獨り婦人其者の個性の蹂躪を害すること甚しきのみならず、實に國家の大損害であると私は考へるのであります、で諸君と共に恐懼に堪へぬ事柄は、先頃皇室よりして救世軍へ御下賜金の點であります、此救世軍へ御下賜金になりました事柄に付ては、洵に聖恩洪大にして、吾々臣民は殆ど言ふ所を知らぬのであります、而して又其聖意を推察し奉ることは、甚だ恐懼の至りでありまするが、唯々吾々は諸君と共に考へなければならぬ事柄は、救世軍は何をして居るかと云ふ點であります救世軍の定款を持つて居りませぬからして、能くは分りませぬが、併ながら救世軍が其事業の一として非常に自由廢業に盡力をし、又は公娼廢止の運動に盡力をして居ると云ふ事實は、看過すべからざる點であります、救世軍が善事を爲して居るか、惡事を爲して居るか存じませぬが、兎に角公娼問題に付て非常に盡力をして居る、而して之が救世軍の一の事業である、其救世軍に對して、上皇室より御下賜金があると云ふ事柄は、實に臣民として餘程考へねばならぬ點であると考へます、殊に此公娼廢止の問題——此公娼の善惡問題が、救世軍なる外國人の計畫する團體——外國人の出資を致して居る團體の力に

依つて、總に日本に唱へられつゝあるに過ぎぬと云ふことは、吾々國民國家共に、眞に不名譽であると考へなければならぬ點であります、此點に付て、政府ほどう云ふ考を持つて居るのでありますか、切に私の聽かんとする點でございます、第三に承つて置きたいのは、既に公娼制度は斯の如きものでありますが、政府はです、現下の公娼制度を此儘に存續して置いて、而して今日先刻私が一言致しましたやうな、公娼の有樣を其儘に看過する方針であるかどうかと云ふことは聽いて置きたいのであります、此公娼制度が在ると云ふ事柄が、善いか惡いかと云ふ點は、是は宗教家とか、或は其他の道德家に依つて、屢々論ぜられてありますが、それは私が深く關する所ではございませぬ、唯々吾々は國政の運用を議する上に於て、考へなければならぬと思ひまする點は、彼の大厦高樓に依つて、此公娼の業を營んで、而して公然國家が之を許して居ると云ふ事柄は、一面から考へて見まするると云ふと、男子の不品行を政府が免許を與へたやうな譯になると私は思ふ、何となれば稅金を取つて、公娼制度を設けて賣娼行爲を許して居るのでありまするからして、どん〳〵日本國民が彼處へ往いて、不品行をしても宜しい、差支ない、斯う云ふ事柄を國法上に認めて居ると云ふ事柄に、是は餘程考へねばならぬ點であると思ふのであります、而して此の公娼制度を廢したならば、之れが爲めに斯業に關係の者が非常な損害を被る、之れをどうする考であるかと云ふやうな事柄を、常に反問されるのでありまするが、成程是は一顧の價値のある反對論であると考へます、私の調査する所に依ると全國約五萬の公娼に付いて、如何なる數字の人間が衣食して居るかと云ふことを調べて見まするると云ふと一人の公娼に對して、約五人の者が衣食して居る、譬へて見れば女の髮結であるとか、或は遣手であるとか、妓夫であるとか、車挽であるとか、小間物屋であるとか、斯う云ふ者を計算し來りまするると云ふと、一人の娼妓に付いて約五人の衣食を致して居る者があると云ふ事柄は、是れは極めて間違の無い數字であると云ふことであります、さうすると、此一人の娼妓に付て衣食して居る者が五人であると云ふ事柄になりますと五萬人の娼妓に對して約二十五萬人の日本國民が是れに依つて衣食して居ると云ふ事柄になります、さうすると此の五萬人の娼妓を解放すると云ふ事柄は、五萬人の婦人の生活問題に關係すると同時に、是れに依つて衣食して居る所の、約二十五萬人の生活問題に關係する事柄でありまするからして、是は一の社會問題に歸著する事柄であると考へます、併ながら是は私の見る所を以てすれば、殆と論ずるの價値なきものと考へるのでございます、何となれば今日の有樣は、大概新聞雜誌に依つて御承知でもございませうが、公娼を營んで居りまする貸座敷業者なる者は、實に數十萬の富を成して居る者が澤山あります、數萬の富を持つて居る者も澤山あります、僅か公娼制度の撤廢に依つて五人か十人の娼妓を解放させることに依つて被る所の損害の如きは、彼等に取つては何等の損害ではない、唯々之に依つて損害を感ずる者は、眞に貧困なる貸座敷業者であるとか、又甚だ性格の宜しくない貸座敷業者であると考へるのであります、例令資產は無しと雖も、善良なる道德を解する貸座敷業者であるならば、喜んで國家の命に從ふものと考へます、此點に付て一つ御參考に政府に申上げて置きたいのは、公娼制度に付て直ちに此制度を撤廢すると云ふ事柄は、唯今申しましたやうな一つの社會問題を惹起すると云ふやうな色々議論もありますけれとも、又一面に於て考へなければならぬ事は、我が政府は此私娼問題に付て、どう云ふ態度を執つたか、御承知の如く東京市の私娼制度は、其名前は公娼ではありませぬ、私娼でありましたけれども、其家屋の構造から、檢黴制度から、毫も公娼制度と擇ぶ所が無かつたのであります、詰り官許を得て一つの賣笑業を營んで居つたのであります、其私娼に對して一朝警視廳の方針が變りますると同時に、悉く此廢業を命令致しまして、さうして私娼が他に轉業する事を、强制と云ふか嚴重なる處分を執つてやつたのであります、之が爲めにです、私娼其者が生活に迷ひ、私娼を持つて居つた所の私娼業者も非常なる損害を被つた、そこに關係を持つて居つた所の日用品を供給して居つた商人、地主、家屋の家主も非常に迷惑をしたと云ふことは事實でありました、併し是とても毫も我が日本政府は顧みず、敢然として私娼撲滅策を斷行したのであります、是等の事例から申しますれば、公娼のみに對して、國家が特殊の恩惠を與へなければならぬ理由は無いと考へる、是故に先刻申上げました次第でありますから、公娼制度は之を全廢する事を以て得策に非ずやと斯く信ずるのであります、第四に御尋して置きたいのは、若し政府にして此制度を廢止する事が出來ないと云ふ事であれば從來の密集制度の營業方法に關しては、大に改善を加ふるの必要ありと私は信じて居りますが政府は此點に付て如何なる方策を御持になつて居りますか之を伺ひたいのであります、密集制度の可否に付ては是亦有識者が論じてありますので、事新しく此處で私が貴重なる時間を費して申す必要は無いと考へます、其營業者の如きも矢張又さうであります善良なる國民は、言ふに堪へない所の陋門低擔に衣食して居るにも拘らず、不道德なる醜業を營む貸座敷業者が、彼の大厦高樓に住んで、此賣笑行爲をやると云ふことは、國民道德上大に考へねばならぬ點であると云ふことは、是は論は無いのであります、又此營業方法に付て申しますれば、如何にも樓主は暴利を貪る、是も餘程考へねばならぬ點であります其次に此娼妓の前借問題であります、此前借問題を政府が法令なり或は官憲の力を以て此儘に解決してやらなかつたならば、到底此娼妓なる者は、浮ぶ瀨がないと云ふ事實が橫つて居るのであります、其煩を忍んで私は前借金の辨償せらるゝ模樣に付て、一寸一二の例を申上げて置きます、一の例を申しますると、五百圓の前借を致しまして、一年二箇月間稼いだ所の者が、四圓五十六錢しか辨濟が出來ない、二百圓の前借をした者が三年六箇月稼いで、僅に二十圓の辨濟しか出來ない、それから百八十圓借りた者が、一年稼ぎまして僅に四圓の辨濟しか出來ないそれから一つ申上げたいと思ひまする點は、二百八十圓の前借を致しまして、比較的長く四年十箇月、裕に五年間稼いでも、七十九圓八十八錢しか辨濟が出來ないと云ふやうな悲慘な事實もある、之に反對の例を申しますと、百五十圓借りまして三年六箇月稼いで、三十圓前借金が殖えた、五百四十圓借りて四年四箇月稼いで、二十四圓增加して居る、それから四百圓借りて四年間稼いだ者が八十五圓六十七錢增加して居る、二百圓借りた者が三年四箇月稼いで十六圓殖えて居る三百七十圓借りた者が二年六箇月稼いで、五十圓殖えて居る、斯う云ふ例がありますどうしても辨濟は出來ない、なんぼ稼いでもそれで救世軍の手に依つて、自由廢業の目的を達した七十名に就て調査して見まするると、七十名の中で兎に角前借金の幾分でも辨濟した者は、僅に三十二名である、それ以外の三十八名と云ふ者は、前借金が寧ろ殖えて居ると云ふことになつて居ります、是等はどう云ふ譯であるかと云ふことを詳く聽いて見まするると、客一人に對して五十錢の手數料を取ります所の者は、三十錢を樓主に取られる、若くは二十五錢を取られる、若くは二十三錢を取られる、そこで其中で娼妓の取る所のものは僅に二十五錢、或は二十錢二十五錢でありますが、其中五錢か六錢しか、娼妓が完全に使ひ得る金は無いのであります、あとの金は前借金の中に入れると云ふのであります、前借金の中に入れるけれども、少し流行る所の公娼になりまするると、樓主の方から彼等の虛榮心を唆つて或は指環を買つて與へ、或は羽織を買つて與へ、或は下駄を買つて與へると云ふやうな事柄で、前借金を殖す方法を講ずる、それで自分は一人の客に對して相當なる勤勞を致すに拘らず得る所のものは五錢か十錢でありますから、どうしても借金が殖えて來ると云ふことになるのであります、要するに彼等貸座敷業者と公娼との間に受授されてあります契約の內容と云ふものを調査して見まするると、此儘で官憲なり法律が干涉致しませぬかつたならば、殆ど從來同樣に、公娼と云ふ者は百年稼いでも前借金が無くなると云ふことはない、前借金が無くならねば、其處に何時までも此業務を營んで居なければならぬと云ふことになるのであります、婦人として最大の誠意を表する勤勞に從事したにも拘らず、僅に得る所は今申すやうな次第で、到底此前借金を返濟する見込がないと云ふに至つては、私は悲慘も亦極まるものであると考へるのであります、此點に付て政府は旣に御調査になつて居ることゝ考へますから、若し公娼制度を廢止することが出來ぬと云ふことでありますならば、此點に付て大に干涉を加へる必要があると私は存ずるのであります、終りに第五點として御尋をして置きたいのは、此質問書には、「若し公娼制度を廢止するものとせば」と云ふ前提の下に御尋を致して置きましたが、之を少し變更致しまして、若し公娼制度を廢止するものとするも、亦廢止せざるものとするも、民間に行はれて居ります所の賣笑行爲に關しては如何なる政策を執らんとするかと云ふ點に付て私は伺ひたいのであります、此點に付ても、文學者なり、或は宗教家なりに依つて、可なり

多くの議論を費されて居りますから、私は別に議論は致しませぬ、併ながら今日の人智の程度、今日の人倫、今日の道德の程度から考へますと、どうしても或る程度までは、賣笑行爲を放任せなければならぬと考へます、或る警察の如く、警察の全力を擧げて此私娼撲滅に盡力をして、それが爲めに他の放火や、强盜や、泥棒が、喜んで犯罪を逞うしするやうな間違つた政策を採つてはいかぬと思ふのであります、私娼撲滅に關する歷史は、幾多の書籍にも書いてありますが、此の賣笑行爲を撲滅せんとして成功した者は一人も無い、悉く此撲滅をやらんとしたる政治家と云ふものは失敗したと云ふ事柄は、顯著なる事實であります、私の考では、或程度までは個人の尊嚴を維持し、或る程度までは性行の自由を認めて、さうして公娼以外にも一種の賣笑行爲を認めて之に對して警察が多少の干涉を加へる、或學者の如く、生存條件の一點として認めるとまで極端の議論は致しませぬ、それ程まで貴重なものとは思ひませぬけれども、或種の社會に對して、或る程度までは此賣笑行爲を放任するのも、私は便利であると考へる者であります、全然之を禁止すると云ふ事はいかぬと思ふのであります、是は公娼制度を廢止すると否とに拘らず、今日焦眉の急に迫つて居る場合であります、どのやうにか政府は方策を講じなければならぬ事と私は考へるであります、之を要するに、私の考では、今日諸君も御承知の如く、普通選擧をやらなければ、世界の大勢に順應することが出來ぬと言ふ先輩もあります、私は此議論には全然敬服致して居る一人でありますが普通選擧以前に、參政權を與へる以前に、奴隸の如き境遇に在る五萬人の婦女子を解放すると云ふ事柄が、私は急務であると考へます、五萬人の人權の自由を尊重するの大義を明にすると云ふ事柄は、憲法政治を圓滿に行ふ所の、大なる前提條件であると確信する者であります、どうか政府に於かれましては、此の點に付て親切なる御答辯あらんことを希望致します（拍手起る）

○副議長（濱田國松君）　小橋政府委員。

〔政府委員小橋一太君登壇〕

○政府委員（小橋一太君）　本日は內務大臣が不在でありますから、追て書面を以て御答辯致します。

○副議長（濱田國松君）　質問第二、臺灣總督府の鰹漁業取締に關する質問、唐端清太郎君。

二　臺灣總督府の鰹漁業取締に關する質問

（唐端清太郎君提出）

臺灣總督府の鰹漁業取締に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年一月二十二日

提出者　唐端清太郎

贊成者　鵜澤宇八

外三十一人

臺灣總督府の鰹漁業取締に關する質問主意書

一　臺灣總督府は其の漁業取締規則に於て沖合漁業に屬する鰹漁業を許可漁業と爲したるは如何なる理由に基くや

二　臺灣總督府は鰹漁業を許可するに當り從來の例に依れは臺灣に在る私設水產會社に限り之を許可し他府縣より出願する者あるも總て之を排斥し許可を與へさるものは如何なる理由に依るや

三　前期議會特別委員會に於て本件に關し本員は農商務大臣より臺灣總督に交涉し其の許可の方針を改めしむへく希望し置きたり爾來總督府は同省の交涉に應し其の方針を改めたりや否改めたりとせは之を各府縣に通知し當業者に周知せしむるの必要あり總督府は其の手續を爲したりや否

右及質問候也

〔唐端清太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○唐端清太郎君　私は臺灣總督府の鰹漁業取締法に付て、總督府に御尋をしたいと存じます、臺灣總督府は、鰹漁業を漁業取締規則中に許可漁業として編入してあります、元來沖合漁業である所の此漁業を漁業取締規則中の許可漁業に編入せられたのは、どう云ふ理由であらうかと思ひます、御承知の通り鰹漁業は、處に依りましては、沿岸より二三哩から稼ぎますが、大抵は十哩若くは二三十哩の海洋に出るのであります、殊に此臺灣の主なる漁場、與那國邊に參りますと、其海は寧ろ琉球の方に近いと思ふ、斯る海洋に於て稼ぐ漁業でありますから、必ずしも總督府の許可を受ける必要はないと云ふ說もございませうが、漁業には根據地が要るのである、其根據地と云へば臺灣に設けざるを得ないであります、故に沖合で稼いで參りまして、漁獲物を根據地へ持つて來ると、總督府は許可を受けて居ないと云ふので以つて、之を區分せらるゝのである、故に沿岸漁業と沖合漁業との區別なく、一般に取締規則の支配を受けて居るのでございます、是れは或人の說では、沖合漁業を制限するのであると云ふことでございます、沖合漁業を制限せんとすることは大なる誤謬である此の誤つたるところの舊思想を、今の總督府が持つて居られると云ふことは、吾々は信ずることが出來ない、是れには必ず相當の理由があることゝ思ひます、其の理由を承りたいのであります、又總督府は此の漁業を許可するに當りまして之れを臺灣に在るところの水產會社に限つて許可を與へてある、他府縣は漁業者より如何に出願致しても、一切採用をしないのである、宮崎縣の如き、愛媛縣の如き、態々縣の水產技師を派遣し總督府に要請したにも拘らず、總督府は斷乎として受付けない、殊に愛媛縣の如きは、當業者が漁船まで持つて行つて、多くの費用と時日を費して、何等得る所なく、空しく歸縣したと云ふのである、山口縣から出たものは水產會社の附屬船となつて附屬船の名義で出願したのには、總督府は直ちに之れを許可された、其の許可に依つて稼いでは居りますが、元來が附屬船と云ふ名であるから、漁獲の利益の大部分は會社に取られてしまひ、肝腎の稼ぐところの本人は格別難有味がないと云ふことである、又附屬船と云ふ名を附ければ、直ちに之れに許可を與へると云ふならば、別段船數を制限したと云ふ譯でないと云ふことは、明に分る、或人が說を爲して、是れは水產會社を保護する爲めであると云ふことであります、斯る方法を以つて私設會社を保護するが如きことは、穩かならぬと云ふことは申すにも及ばぬことである、政府は前期議會に於て遠洋漁業の奬勵法を改正して、之を擴張して又其奬勵金も三十萬圓に增加したのである、目下戰後の經營を爲すに當り、水產業の發展、其海外貿易の增進を圖る上に於きまして、遠洋漁業の奬勵は、洵に忽せにすべからざる事と考へる、然るに臺灣總督府は南洋に出漁する第一關門である、臺灣に於て沖合漁業の鰹を許可しない、是は明に政府の意に反いて、遠洋漁業の發展を妨げるものであると言はれても差支ないのであります、此の如き取締をせられるのは、必ず已むを得ざる事情のあることゝ存じますから其事情を承りたいのであります、本件に付きまして、前期議會に於きまして、特別委員會に於て、本員より農商務大臣に依頼致しまして、農商務大臣から此事を臺灣總督府に交涉して、遂に許可の方針を改めるやうに依賴を致して置きました、然るに依ると、形式の如何は存じませぬが、農商務大臣は之を總督府に交涉を遂げたと云ふことである、併し總督府が之を承諾せられたや否やは知らない、昨年の十月頃と思ひます、總督府は宮崎縣の油津の者に鰹漁業五艘を許可せられて居る、是は即ち水產會社以外に許可を與へた嚆矢であります、是より推して見ると、水產會社以外の者と雖、即ち各府縣の出願者に對して、許可を與へられる方針を改められたものと認めて宜しいのでありますが、唯々此五艘の許可を受けた者は曰く、此許可を得るのには實に苦心慘憺であつたと言ふ、然らば今後も出願する者も亦苦心慘憺である、若し總督府が其方針に改めないとすれば、此許可を受けた者は、其漁業權を數千圓の多額を以て賣買することが出來るので、若し又總督府が此方針を改められたものとすれば、其事を各府縣當業者に周知せしむるの方法を執らなければならぬ、當業者が知らなければ、折角改められても、實際に於て効果が餘り無いと言はなければならぬ、總督府は果して之を改めて、又之を周知せしむるの手續を執られたのであるや否や、是も承つて置きたいと思ふ要するに此質問は、永らく當業者の間に懷かれて居る疑を霽らす爲めである、當業者の中には臺灣總督府は故らに鰹漁業を許可漁業と爲し、而して其許可は、臺灣に在る水產會社に限つて之を與へる、即ち臺灣近海に於ける豐富なる鰹漁業の利益を一會社に獨占せしむるものである、此獨占と同時に水產會社と總督府の或者との間には、曰く言ひ難い約束でもあるのではなからうかと思ふ疑があるのである、故に總督府は此質問に對しては、最も詳細に且つ明瞭に說明をして、以て當業者の懷いて居る此疑を解かるべき要があらうと思ふ、幸に其心して御答辯あらんことを希望致します。

〔拍手起る〕

○副議長（濱田國松君）　下村政府委員。

〔政府委員下村宏君登壇〕

○政府委員（下村宏君）　唯今の唐端君の御質問に御答を致します、臺灣の漁業は、御承知の如く、極め

て從來より幼稚なものである、沖合の漁業に至つては、從來全く無かつたのであります、明治四十二年或は三年頃と記憶致しまするが、沖合の漁業として鯨の漁業が始りました、唯今御話になつた水產會社は、其當時所謂創業後苦心を嘗めて來た會社のことを御指しになるであらうと思ひます、現時總督府で許可漁業を認めて居るものは、之に限りませず、規則では十五箇條十五項に分つて居ります、何れも其魚族の蕃殖を根絕しないやうにと、それ〲理窟がありますが、鯨漁を許可漁業と致しましたる主旨は、是等の漁業を營む者の相互が、漁場の關係又は輸送の關係等に依つて、共倒れにならぬやうにと云ふ主旨であります、隨て唯今は、此水產會社のみに獨占をさせて居るやうな御話でありますが、私の承知して居る所では、現在許可をして居りますのは二十八隻の船籍中、四つの會社に許可して居るものが十二隻、他の十六隻は皆な個人に許可をして居ります一昨年來自分の經驗して居る所では無論內地と限らず、島內に於ても右樣の主旨で、此基隆方面の漁場に新に割込む者に就ては、均しく許可をせぬ例が幾多ございます、又反對に基隆方面以外の漁場が新に開拓せられまして、其方面に近く許すのは確か矢張內地の漁業家であつたかのやうに記憶して居ります、是はまだ確と承知して居りませぬ要するに右樣の次第でありまして、內地からであるから許可しないとか會社であるから特に許可をすると云ふ差別は總督府は持つて居りませぬ、で唐端君より農商務省を經ての御話もございましたが是は昨年總督府の水產技師が農商務省に來ました時に右の事情を能く說明を致しまして、其間に事情が疏通したと云ふやうに聞いて居ります、尙は將來に付きましても、臺灣自體は固より南方方面に掛けて、水產業は一層の發展を期せねばならぬと思ひます、徒らに抑壓も致しませぬが、又同時にさう云ふ新たな場所に行つて色々事業を開始する者には、相當の保護誘導も必要であらうと思ひます、將來漁業は獨り鯨漁者に限らずどうか其他に付きましても、內地の各府縣に於て、此方面の水產開發に付て御意見があれば、吾々の方で內地に東上さすときに、專門の技師をそれぞれ寄せても宜しい、又打合せて御越し下さつても宜しい內地であるとか、臺灣であるとか云ふ意味でなしにどうか私は南洋方面に於ける將來の水產業は、一層の開發をしたいと思ふて居ります、其順序なり方法には、或は御意見もあると思ひます、今申すやうな會社とか個人とか、或は內地であるから、臺灣であるからと云ふ差別は一切取つて居りませぬ、左樣御承知を願ひます。

○副議長（濱田國松君）　質問第三、滿洲に於ける土地商租に關する質問――伊東知也君。

三　滿洲に於ける土地商租に關する質問（伊東知也君提出）

滿洲に於ける土地商租に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年一月二十五日

提出者　伊東知也

贊成者　鈴木梅四郎

外三十二人

滿洲に於ける土地商租に關する質問主意書

一　滿洲に於ける土地商租權の解釋に就て從來我か當局者と支那當局者との間に大なる齟齬あるもの如し現政府の之に對する解釋如何

二　右商租權に關する附帶細則は當然既に發表すへきものなるに拘らす其の實未た規定を見さるもの如し政府の之に關する理由如何

三　滿洲に於て右商租權の設定を得たるもの少からさるに拘らす支那當局との間に常に紛紜を極め殆と其の權利を行使する能はさるもの如し我か當局は如何なる方法を以て此の解決を爲さむとするや

右及質問候也

〔伊東知也君登壇〕

〔拍手起る〕

○伊東知也君　南滿洲に於ける土地商租權に關しまして、政府に質問を致したいと思ひます、一體此滿洲の商租と云ふことは、其言葉が現に曖昧な言葉であります、是は現政府に向つて御責することは出來ないのであつて、寧ろ大隈內閣當時に遡つて詰責する必要がある、彼の諸君も御承知の通り、不徹底なる日支交涉事件が、大隈內閣に依つてやられた際に滿洲の土地の永代租借權を得やうとしたのであります、然るに支那は租借權と云ふものに付て、色々な紛擾が起るものでありますから、非常に其租借の名を嫌うて之を避けやうとしたのであります、それで幾度か交涉の結果、遂に商租と云ふ新しい文字を拵へて、之を彌縫することになつたのであります、而して商租とは支那側の言分に依りますと、商り借る、能く相談した上に於て、土地を貸すと云ふことの解釋になつて居るのであります、併し日本側の之に對する所の解釋は、永代租借權の唯々變名であるのみである、而して商租には三十箇年の期限を附してあります、三十箇年の期限を附してあるが、無條件にして更改することが出來る、三十箇年の期限が過ぎれば、直ちに何の條件もなく、又之を改めて三十箇年延ばす、三十箇年と云ふ期限はあるけれども何百年でも場合に依つては、永久に之を延ばすと云ふことの條約であるからして、我當時の當局は、永代租借權と同一であると考へたのは無理はないのであります、それを支那政府は承認したのである而して、支那政府が何が故に斯の如く永代租借と云ふことを嫌つて、商租と云ふ新しい字句を拵へて、其相談をしたかと云ひますと、矢張機會均等であるとか日本にのみ滿洲の土地を讓渡すとか、或は租借させると云ふことをやりまするど、他の列國に向つても許さなければならぬと云ふ事と、國民に對して、南滿洲は殆ど日本に占領されたと云ふやうな、非常な疑懼心を懷かしめると云ふ恐からして、商租と云ふ文字に改めてやつたのであります、然らば其商租なるものは、果して完全に行はれて居るか、圓滿に其商租權を我同胞は利用しつゝあるかどうかと云ひますと、殆ど言語道斷であつて、唯支那側の躊躇の下に、今日に至る商租權の實行と云ふものは、殆ど無いと云ふも宜しいのであります、幾度か商租の契約をした人はありますけれども、少しも其實行は出來ない、それは支那側では單に三十箇年と云ふ間、日本人に貸せば宜しいと云ふ名目の下に、成べく之を胡魔化してしまふ方が宜しいと云ふ考を持つて居るのであります、我當局は假面口に之を受けて、永代租借權と同じやうな、又殆ど所有權と同じやうな賣買契約と認めても宜しいと云ふやうな、解釋を初めは持つて居つたのである、それが少しも實行せられて居りませぬ、是は大隈內閣時代から、引續き前內閣、及び今日に及んだのでありますが、現內閣は果して之に對して、如何なる解釋を與へて居られるであらうかと云ふことを、私は質問したいのであります、而して此商租の實行に付きまして、細かな事の手續其他に付ては、細則を拵へる約束を其當時結んで居る、もう當然今日頃は、其細則の發表が出來て居らなければならぬ、制定をして、協約を經て發表しなければならぬに拘らず、今日と雖も尙ほ少しも細則の發表がないのであります、之に對して現政府は、如何なる御考を持つて居らるゝのであらうか、細則に付きましては、支那政府と協定して當然缺點の無い、完全なものを拵へるべきものであるに拘らず、日本政府は安閑として默つて居りますが、支那側に於ては、其細則に類するものを大正五年に拵へて、滿洲の奉天省、吉林省の各知縣知府其他の地方官に之を配付し、さうして其商租の實行を妨害する方針を執つて居るのであります、十四箇條ありまして、其箇條々々悉く皆な我國民の彼の土地に於ける商租の實行を妨害せんとする方針を執つた細則であります、それは「商租地畝須知附解釋」と名づけてあります、其の第一箇條には「商租に關する事項は條約の規定に依り地方官吏は正に左記各條に照して注意辦理すべし」と云ふ條項でありますが、其後ろへ持つて來て、是は表面は斯うであるが、裏面には條約にまだ明文が無いと云ふことを楯に取つて、成るべくならば商租をやらせないやうにするが宜しいと云ふことを、地方官に訓令して居るのであります十四箇條より成つて居りまするが、是は一々讀上げるのも煩しいから何れ速記錄の方に御揭載を願ひたいと思ひます、大正五年に既に斯う云ふやうな細則を支那側に於ては作つて居つて日本の我が同胞の彼地に於ける所の商租權の妨害をしつゝあるのである然るに現內閣とは私は申しませぬ、まだ現內閣に向つて責める譯には行かぬが、大隈內閣及寺內內閣と云ふものは、殆ど之に對して何等の手段方法をも講じない時に奉天總領事をして、抗議位は申込ませることはあるかも知れぬけれども、そんな事は彼の面の皮の厚い張作霖の指揮に從つてやつて居る人間には、何等感じは無いのである、其間に於て外務省の方々は、唯々形式の手段は講じて居るかも知らぬけれども、少しも效能は無い、現內閣でもまだ何もやつて居らぬやうであるが、今後之に對して、如何なる御方針を執らるゝ御見込であるかと云ふことを伺いたいのであります、支那側に於ては、大正五年に斯る細則を拵へて、さう云ふ工合に地方官に訓令を出して、土地商租に妨害をしつゝある、又一面に支那は民國六年の十二月、一昨年の十二月になりま

す、其時奉天省の商會に――商業會議所であるとか――商會と申しますと、我國の府縣會のやうなものである、其連中が集つて矢張商租を禁止せしめなければいけない、支那の國の爲にならぬと云ふことの決議をして、之を將軍の張作霖に出して、張作霖は之を實行する爲めに、處々方々に貼札をして、人民に此事を知らせたのであります、斯の如き事は甚しき條約違反であつて、當然激烈なる抗議を申込んでも宜しいのであるけれども、之に對して相當の手段は、今日まで我が當局は執つて居らぬのである、斯の如く少しも滿洲に於ける商租權の實行と云ふものは今日まで見る事が出來ない、行はれて居らぬのである、此前の議會に於ても、私は寺内内閣に向つて此點に付て少しく質問を致しましたが、完然に行はれて居る、又進行中であると云ふやうな事を御話になつて其後尚ほ私は度々支那に出掛けて調べて見ましたが少しも行はれて居らぬ、やり掛けても妨害をせられて實行が出來ない、其結果として今日に於ては、商租を願出る日本人も無ければ、支那人も之に願ずる者が無いと云ふやうな有樣になつて居りますさうして官憲は、若し支那の農民なり何なりが此商租權を承諾して、日本人と契約をすると云ふと、非常なる壓迫を加へる、其家屋其他を封し込んで、さうして其地方から追拂ふと云ふやうな方針を執つて居ります、現に奉天の知事の朱佩蘭と云ふ奴がある是は盛んに其商租權及日本人に土地を賣ることに付て反對をしまして、日本人と契約をした地主の數名に對して、家族を追出してしまつて、入口は釘付にして、零下何十度と云ふ所へ入れて、家族をして凍死せしめると云ふやうな方針を執つて居るのである其證據は細かい事は、本年の一月九日の奉天の新聞に、事實を列擧して掲載してありますから、是も參考の爲めに速記錄に御掲載を願ひたいと思ひます、其他私の知つて居る者で、土地商租をやつて居つた連中などの陳情書の如きを見ましても、洵に不法極まる方法手段を以て、滿洲に於ける商租權の妨害を支那の官憲は企てゝ居るのである、私は商租權なるものが實行されて居ると若し當局の御方が仰しやるならば何郡の何村に於ては斯う云ふ商租權が圓滿に行はれて居ると云ふ的確なる例を擧げて御答にならなければ滿足は出來ませぬ、唯々條約に從つてやりつゝある、是からやらうと思ふと云ふやうな答では到底此商租權なるものは、圓滿なる解決は得られませぬのですから、今日直ちに御答辯にならなくても私の是れに提供しました書類を御覽になつた、的確なる實例を擧げて御答辯を願ひたいのであります、此の間の總理大臣及外務大臣の御演說、及應答質問に依つて見ますると云ふと、日支親善、大變支那と日本の間が、關係が宜しくなつて居ると云ふやうな御說明であるけれども、私共の目から見ると、少しも宜しくなつて居らぬ、それはまだ内閣を組織せられてから日も淺いのであるから、現内閣をさう無理に攻擊することは出來ないけれども、苟も責任を負うて其の内閣を組織した以上、現内閣諸公は自ら責任を負うて、其の對支交渉に當らなければならぬ、日支親善と云ふ言葉が既に可笑いのではありませぬか、日支親善――何處の國に、不親善と云ふ國際關係の表明が出來る國際關係がありませう、日英不親善、日米不親善と云ふ國際關係がある譯のものでない、殊に支那に向つて親善と云ふ言葉を附けることが既に蛇足である、何の爲めに親善などと云ふ言葉を言はなければならぬのであるかと云ふことを、私は疑ふのであります、それから又歷代の内閣が皆な言ふことであるが、列國と協商の上支那に對しては云々、所謂同盟の英國であるとか、或は米國であるとか、色々各國と共に斯う〳〵云ふ抗議を申込んだ斯う〳〵云ふ註文をしたと云ふことを能く言はれますが、是は不心得であらうと思ふ、列國の關係と日本と支那との關係と云ふものは、格段なる違があるのである、譬へて見れば支那と日本と云ふものは、隣合せて居るやうなものであつて、亞米利加とか、英吉利とか、歐羅巴諸國の如きは、川向ふの關係と言つて宜しいのであります、然るに隣合で居る所の支那の内では、始終兄弟喧嘩をして、洋燈を引繰返すやら、或は火鉢を飛ばすやらして、將に火事でも出さんとしつゝある狀態である、隣の日本ではそれを默つて視て居つたならば、隣から火事を出されたら、類燒の厄を免れることは出來ないのであるからどうしても此喧嘩は止めなければならぬと云ふことは、支那の爲めではない、我國の存立問題として、默つて居ることは出來ないのである、然るに川向ふの者と相談をして、隣の喧嘩を止めるなどと云ふ馬鹿氣たことはないではありませぬか、斯う云ふことは、責任を避ける積りで言はれるのか知りませぬが甚だ無責任極まる事と私は思ふのであります、又此間も斯う云ふことを言はれた、是は總理大臣も言ひ外務大臣も言はれたやうでありますが、南北妥協に付て忠告をした、併しそれ以上の事を言ふと云ふことは、隣國の内政に干渉することになるのであるから、それは言はぬとか、何もやらぬと云ふことを言はれたことを私は聽いて居ります、隣國の内政に干渉することが絕對的にいかぬとするならば、南北妥協交渉に注意を與へると云ふことが、既に是が干渉の端である、干渉ではないか、さう云ふことを言つて、五十歩を以て百歩を笑ふより、尙更矛盾極まる事であらうと思ふ、南北の妥協を完全に行はしめなかつたならば、我が日本の存立に大なる影響があると信じたならば、徹底的に妥協を成立せしむるまで行つてこそ、初めて妥協の忠告をした効が現れたと云はなければならぬ、然るに忠告はしたけれども、後はどうだか知らぬと云ふ不徹底の勸告は、此支那に對する大方針ではありませぬ、甚しき矛盾齟齬あるものと私は見なければならぬのであります、何時でもさうである、滿洲問題の如き、東蒙古問題の如き、外務省の方針と云ふものは、恐らく何時でも不徹底であつて、單に形式に流れると云ふ弊害は、私は常に認めて居るのであります、もう少し徹底的に御遣りにならなかつたならば、此歐羅巴戰爭の結末後、直ちに東洋に殺到する所の彼等歐米諸國の連中の、支那に於て爭ふ所の活舞臺に向つて、我が帝國の立場と云ふものは、どう云ふことになるかと云ふことを考へましたならば、實に憂慮に堪へない次第であります、單に滿洲の土地商租の一小問題ですらも、斯の如く不徹底不明瞭であるのみならず、始終ごた〳〵許りして居つて、我國民の先驅として彼の地方に渡つて行つて居る連中が、折角土地を取つたとなると思へば、色々な詰らぬ妨害の爲めに、利益も何も皆ふいにすると云ふやうな有樣に陷つて居るのでありますから、先づ小さな此商租問題でも、徹底的に御遣りになる御見込か、又どう云ふ工合に依つて、先刻來私が申述べた事に付ての實例が御有りになるか、唯々單に滿洲に於ける商租權は、大に日支兩國協商の上、圓滿に進行しつゝありなどと云ふ御答では、滿足が出來ませぬ、再質問再三質問もやつて、私は徹底的に承らなければ承知が出來ませぬから、先づ圓滿に行つて居ると云ふ例證かあるならば、何縣何村の何々より、日本人の[illegible]が斯う云ふ工合に商租權を得て居つて、是が完全に行つて居ると云ふ實例を列擧せられて[illegible]ことを、私は切に外務當局の方々に向つて[illegible]致します、

〔拍手起る〕

〔參照〕

土地商租心得（大正五、七、一四滿日所揭）

支那官憲か先項地方官憲に頒布したる商租に關する取扱心得は左の如くなるか素より日本側の認定を經さるものにして直ちに以て邦人の服從すへきものに非さるは勿論なるか以て支那側か條約上既得の土地商租權に關し如何に解釋し如何に取扱はんとしつゝあるかを見るに足るへきを以て左に全文を掲載す

土地商租心得

一　土地の商租に關する事項は條約の規定する所に依る地方官吏は應に左記の各條に從ひ取扱に注意すへし

二　商租は單に土地の使用收益のみを許すものにして典押賣買の意義を含ます故に出租地の所有權は依然として地主に在り承租人の享有するを得さるものとす

三　商租とは平和に商量して地主の同意を得るの謂なり强迫の結果に出てしものは之を商租と稱するを得す

四　商租期間は當事者間に於て任意的約定することを許す但し三十年を以て之か最長期間となす期間終了したる場合に地主にして其契約の更新を欲せさる者は解約の自由を有するものとす

五　土地商租は商工業の爲めにする家屋工場の建設又は農業の經營を目的とする場合に限りてのみ之を許すものたり而して商租せしむへき土地は夫々前記の目的に必要なる程度の面積を以て限度とすへく之を超へて餘分に廣大なる土地を租與することを得す

林業及漁業は前項の農業内に之を含ます

六　自己所有地を商租せんと欲する者は所轄地方官より塡報租用地畝用紙を領取して商租事項の書入れをなし再ひ之を該官署に屆出てゝ檢證を請ひ該官署より商租契約書（租契）の發給を受くへし

七　土地を商租せんとするものは別に定むる所の契約書及租地用紙を使用し收入印紙を貼用すへし

八　商租地は地主の所有なりと雖も其國家に交納すへき一切の課税は承租人をして法令に從ひ地主に代りて納入せしむへし

但し承租人の代納したる税額は之を地主に給付すへき小作料より控除するを妨す

九　商租地の地主にして絶戸となりたる場合は國家は該所轄地方官に命して其土地の調査を行ひたる上之を國有に改むへし

若し該地の商租人にして商租期間終了の際更に其土地の商租を更新せんと欲する者は本心得第十一條の規定に準據すへし

十　已に抵押權、租租（地上權、賃借權及永小作權を含む）又は典權等の權利を設定したる土地の地主か贖回を行ふに非れは再之を商租の目的に供することを得す

十一　官有地を商租せんと欲するものは其旨を具して所轄地方官に願出すへし該地方官は此等の出願あるときは員を派して實地を調査し若し他に其土地を使用すへき必要なき時は之か商租を許すへし若し農業上の官荒地（意味不詳）に係らす地方官は確實調査し員を派して測量したる上之を租與すへし（測量には農商部所定の尺を用ひ外國尺を附記す）此場合商租人は小作料外に成規の測量經費を納むへし

十二　前清皇室の私產及王公府の旗產にして小作人附隷し地主の增租奪佃を許ささる慣行ある地は小作人より小作契約の解除をなすに非らされは地主は之を商租の目的に供することを得す

十三　商租地に建設したる工作物に關し注意すへき事項左の如し

甲　土地を商租して家屋を建設する者は豫め協議の上地主の同意を得へし期間終了の際其家屋は地方の慣習に從ひて地主の所有に歸するものとす

乙　土地を商租して家屋を建設する者及家屋を商租して修理を加ふる者は豫め協議の上地主の同意を得へし期間終了の際其家屋及其修理したる部分は商租者に於て其土地を原狀に回復したる上放去するを許す但し地主にして其工作物の引受を希望するときは其意思に從ふへし（本項の前段は前項の場合と全然同一なり而して其建設家屋の處分を異にするは果して如何なる理由に依るや不明なり）

丙　地主は期間終了の際必要と認むる時は農工業の目的を以て商租地に建設したる商租人の家屋井戸橋梁堤堰等を當事者雙方より選定したる評價人の評價に從て買取ることを得但し地主に於て其地に關係なしと認めたる場合及買取を欲せる場合に於ては商租人は其買收を強要し又は任意に其工作物を棄毀することを得

丁　農業に關する各種工作物の建設は隣地の耕作に妨害を及ほささることを要す

十四　以上規定は商租契約を更新する場合にも亦之を適用す

奉天省議會議案咨請

省公署經省長訓令奉天各縣知事轉令各地方區域禁止民人商賈自民國七年一月七日起不准商民人等以土地私租外人或用地照等證據私自借用外債如經查覺即以盜賣國土私借外債治罪

民國六年十二月

陳情書

敬啓者小生商租地撫順縣古石溝の件に就ては從來不少御配慮御手數を煩はし恐縮に不堪候本月七日該所在駐在事務員日本人三苫、長橋、篠田及支那人柳春城か該商租地內巡視中古石溝暴民の爲めに毆打負傷凌辱せられたる事件に就ては當時直に撫順警務支署に御報告何分の御處置相仰度次第に御座候處支那官憲は今日に至る迄何等處置をなさざる爲め該所暴民等は益々暴慢不穩の態度を增長し日支事務員等は極めて危惧の念に襲はれ居る有樣に御座候元來該處土地商租に就ては昨年七月契約を締結せし當時小生は地主果權恩常等と共に撫順知縣衙門に出願し契約の成立せることを屆出て其內容次第を說明したる後現場所に赴き境界區域の踏査を爲したる際古石溝の暴民は多數にて地主果權恩常外一人を毆打負傷せしめ凌辱狼藉を極め候故當人等及小生は直ちに知縣張氏に面會し親しく狀況を具陳して犯人の處罰を要求し一面日本官憲よりも御交涉を煩はしたる次第に御座候然るに支那當局者は犯人に對し何等の處分を爲さす曖昧の內に時日を經過し不問に付して顧みさる爲め暴民等は其後屢々日支事務員に對して迫害を加へ甚たしきに至りては本年一月二十九日該處事務員か該處地域內の土地を測量中該處附近に在りし十數名の保衞團兵は故意に實彈を發射し將に危害を加へんとせしか如き事件を惹起するに至り候右の如く小生商租地に對する地方官憲の態度は最初より誠意を缺き暴慢を極め徒らに地方暴民の犯行亂暴を看過して問はさるのみならす前任知事謝祖先の如きは地主果權か遂に北京に滯在中なりしを召喚し最初は甘言を弄し尙屢々酒食を饗して小生との商租契約を取消すへきを慫慂し加之國權か該契約は小生と双方同意の上日支條約に準據し正當の手續により締結せし者故今更之れを取消ささるを明言するに及ひ遂に彼を威嚇して其取消を迫りしか如き地方官憲の態度としては極めて許容すへからさる次第に御座候目下該商租地域內小作人の大部分は果權恩常の從來の權利を承認し商租契約の正當なるを認め已に宣誓を爲し證書を差入れしものも約半數に達し居るも地方官憲の態度は前陳の次第に有之も古石溝一部の暴民は愈々暴慢の態度を恣にし該處日支事務員のみならす小生の商租を承認し居る從順なる小作人迄をも迫害し居る實情に有之候夫れ商租は日支條約の結果帝國臣民既得の權利たると共に南滿洲居住支那人の正當なる行爲に有之候然るに小生商租地に就ては前陳の次第にして右は小生等契約當事者の損害迷惑なるのみならす吾帝國の威信にも關すへきと共に最近日支事務員に對する地方暴民の暴行毆打負傷に對し彼地方官の爲すか儘に放任するに於ては由々敷國家の問題とも相成へきかと被存候何卒至急可然御處置相願度事務員芳賀悟朗より報告書相添へ此段及陳情候也

大正六年十月三十日　　原口聞一

在奉天日本總領事館
總領事赤塚正助殿

右事件に關し其以後支那官憲は何等處分を爲さす日本官憲か唯一二回公文を送りしのみにて其儘に曖昧に今日に至り居候然るに支那官憲は昨年十一月地主果權を撫順地知縣衙門に召喚して之を拘禁せし故領事館より交涉漸く取戻したるも犯人の不所罰及商租地未解決は依然に御座候

在新開堡　芳賀悟朗

原口聞一殿

拜啓本月七日當所使用人日本人三苫、長橋、篠田及支那人柳春城か商租地巡視中古石溝暴民の爲め毆打凌辱せられたる事件の顚末は當時報告申上候通に有之候當日打鶯吼子派遣所巡查高橋嘉太郎氏現場に出張事件首謀者の一人なる古石溝鄉長馬悅恩を拘引翌八日撫順警務支署に引致同行せる三苫及柳と共に該支署に於て訊問致され候小生當日支署に赴き上床支署長に會見し古石溝處一帶七屯子八百餘町步の地主果權恩常か貴下名下に商租するに至りたる理由及其後經過支那官憲の態度各佃戶の狀況等に就き委細具陳し這回古石溝の暴民か巡視中の所員を要擊し多數を頼みて凌辱を加へたる事實に就ては支那官憲か首謀者なる馬殿鳳、馬殿榮、馬殿閣、馬殿文等を引致して相當處分を爲す樣支署長より嚴重に通達せられ、昨年七月中の同樣なる事件の如く曖昧模糊の間に葬り去られむことなきを期せられ度を願ひ候之れに對し上床署長は當方の言條を諒とせられ直ちに嚴重通達し若し撫順縣に於て相當時日經過の後猶何等當方通達要項を履行することなきか如きに於ては當方に於て強硬なる處置に出つへき旨を言明致され候當日撫順警察事務所の某通譯來り切りに馬悅恩を支那警察に引渡されむことを懇請せるに對し支署にても該人は我警察に於て強て拘置すへき性質のものにあらされは訊問の終結次第支那警察に引渡すへきを言渡さる當夜支署より支那警察に引渡されたる由に候然るに翌九日支那警察は何等の條件を附せす事件解決に一指をも染めすしかも鄉長にして暴行の首謀者たる彼を放還致し候八日より十五、六日頃までに馬殿閣、馬殿文、馬殿鳳等各自呈詞を撫順縣に提出して自家の非行を覆はんとせるに對し知事は彼等の言條の實否眞僞をも確めす其呈詞ある都度一時を糊塗する批を貼示して彼等暴民の非行に對し我官憲の嚴重なる通達に對しては一歩を進めす恬として知らさるか如き態度に有之候聞く處に據れは支那官憲は我官憲

に對し暴行脅動者たる某々は既に縣に召喚して調査を遂けたりと言明したる由に候

然れとも事件の發頭人たる馬殿鳳の如き日本官憲の無能を叫ひ洋鬼何事をか爲し得んと揚言し未た一度も撫順縣の召喚により登廳したる形跡無之彼自らも知事は吾等の意志通りなりと壯語し居り候恐らくは撫順縣か彼等を召喚せる事實なきものと思惟致候彼知事の言ふか如く彼等の召喚調査せりといふを眞とするも我官憲の通達せる要項を遂行せす解決に一指を觸れすんは彼等を召喚せる何の意なるや不明なる義に候

最近馬殿鳳の提出せる呈詞に沈益三日人を勾串して郷民を害せむと圖る云々に對して沈益三を召致調査すへしと批せり何か故に沈を召致して調査を爲すことの要あらむ郷民即ち各佃戸は盡く馬賊に依りて積年累を被りしや幾何なるを測るへからす宜なり當方土地辦法一度披かれてより佃戸等の各意辨理せるもの陸續たるにあらすや

馬賊こそ郷民を害せむと圖るものに候事件の發生より今日に至る三週日知事は慢然として何事をも爲さす其常套手段たる只管時日の遷延を念として一時を糊塗しつゝ曖昧裡に終了し去らむとするものゝ如くに候斯くて古石溝村民は當所員を要撃することに常に準備し甚たしきは該村出の匪徒を招集して日本人を散盡すへし等と豪語致し居り候斯の如くに候得は今や該事件を一地方事件として解決せむこと到底望なき樣被存今後如何なる處置に出つること可然に候哉御高配を賜度懇願候

右事件發生後經過の大略御報告申上事如斯に御座候

大正六年十月二十八日　　不宣

日支親善を妨くる（大正八年一月九日奉天新聞所載）

排日知事朱佩蘭

惡魔の如き横暴は罪なき人を拘禁し家人を追出し無法の立退を要求す

瀋陽知事朱佩蘭か日支關係の最も密接なる奉省の民治を荷ふて益々兩國の親善を增進すへき位置に在りなから其行ふ處は飽迄も排日的にして從つて種々なる問題を惹起し在留邦人の利益を阻害せしむる事一再ならす曩に本紙に依つて一大痛撃を與へられたる當時の如きは其位置の危險に恐て百方辭を設けて辯疏し漸く椅子を取留めたるか爾來彼の態度は何等の變化なく唯夫れ言辭の上に親善を唱ふるのみ實質は依然として排日に在り利權の回收に在りと所有手段を講して排日に勉めたるは疑ふへくもなく之を最近の事實に見るに城南西、吳家荒、閻家荒、羅家荒、砂崗子、南北陳家荒、攬軍屯揚子屯の各部の土地商租問題に對し朱知事は無法にも以前の地主等數名を拘禁し其他不在者は家族を追出し入口は釘付とし零下幾十度の寒天に號泣せしむるの慘劇を行ひ更に同所に於て農業に從事する鮮人三四百名に對し即時立退きを命したるのみか我警官派出所をも撤退すへしと要求し來れり而して家族を追出せる家屋には縣署の封印を貼付したるか更に七日我總領事館に對し右立退方を迫り來れるか抑も該土地問題なる者は朱知事か拘禁せりと云ふ地主等より王寶亭、張新甫等か買受け更に同人等より西宮氏との間に商租契約成立したるものにして假りに支那の法律上外人との賣買を許さすとするも前地主等に罪ある理由毫もあるまし然るを殊更に前地主等を拘禁投獄する所以の者は邦人の事業を妨害し利益を蹂躪せんか爲の横暴手段に外ならさるは勿論一面より見れは該土地は曩に張新甫に依つて解決されし榊原農場問題に對する代償的意味も含まれたる者にて朱知事就任後王張兩人より五千圓提供の筈なりしも張は其後履行せさる結果遂に斯る復讐手段に出てたりとも想はるゝ事情もありたれと何れにしても邦人との關係を阻害するの目的に出てたるは爭ふの餘地なく更に過般發表されし鐵道附屬地編入の攬軍屯六萬坪の土地の如きも其地主は朱佩蘭の爲に捕へられ十箇年の苦役を科せられ今は獄舍の中に在るも亦是れ日人と商租を爲せるの罪にして日支協約の精神に反するの行爲なるか更に驚くへきは城内松鶴軒の向側に肅親王家の所有土地あるを以て有志は之を借受け俱樂部を建設すへく協議熟したれは直に肅親王家の承諾を求め愈々實現せんとする際朱知事は又もや同土地の支配人を拘禁し横領の罪人として投獄し以て該計畫を根底より破壞するに至りしは最近の出來事なり而して彼は尙も飽き足らす邦人原新吉氏から商租し滿鐵との關係を結へる公大堡の土地に就ても地主等を拘禁し同地に於て農業從事せる五百餘名の鮮人に對して立退きを迫るか如き横暴の手段に出てつゝあるは如何なる言辭を弄するも其實質に於て明に排日行爲たるは勿論なり想ふに朱知事の上官は省長にして其行動は上長の命を含みしや否やは不明なるも彼か處置を是認する以上省長亦排日者と謝し共に之を語らすんは奉省に於ける日支の親善事業の發達は思ひも寄らさる事と云ふへし曾て聞く日支協約の成立當時故袁項城氏は國力微弱なるか故に已むなく日本と屈辱的協約を成立したり左れと地方官憲は如何なる手段を用ゆるも此協約をして効を發せしむる勿れと悲痛なる文字を以て綴れる極祕訓令を下せりと云へは朱知事の如きは今尙此密令を墨守し斯くは邦人の利益を妨くるものなれは此際速に彼を奉省官界より除く處置を講するの必要あるへし

〔政府委員幣原喜重郎君登壇〕

○政府委員（幣原喜重郎君）　滿洲に於ける商租權の問題に關して、唯今伊東君よりの御質問の御趣意は明瞭に了解致しました、是は込入つた問題でございますから、追て書面を以て答辯を申上げます。

〔伊東知也君「どうぞ實例を的確に御擧げにならんことを希望致します」と呼ふ〕

○副議長（濱田國松君）　質問第四、私學奬勵に關する質問――樋口秀雄君。

第四　私學奬勵に關する質問（樋口秀雄君提出）

私學奬勵に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年一月二十五日

提出者　樋口秀雄

贊成者　武富時敏　外三十二人

私學奬勵に關する質問主意書

今回高等教育機關の擴張に際し我か　皇室より多大の御内帑金を下付せられたるは國民一般の感銘措かさる所なり謹て惟るに我か　皇室は由來國民を以て赤子として一視同仁の大御心を以て之に臨ませ給ふ處ふに　聖意の在る所を一般國民に徹底せしめ遍く　聖恩に浴せしめむか爲には御下賜金を以て獨り官學の擴張のみに私すへきにあらす多年奎運は隆興に貢獻せる私學の高等教育機關にも亦之を頒つを以て至當なりと考ふ此點に對する政府の所見如何

右及質問候也

〔樋口秀雄君登壇〕

○樋口秀雄君　私は本日文部大臣、出來ならば總理大臣に向つて、今回の教育に對する御下賜金の問題に付て、質問を試みたいと思ふのであります、今回政府が高等教育機關の增設をさるゝ、甚だ結構な企でありまして、此企てのあるのに對して、畏れ多くも　陛下は一千萬圓と云ふ多額の御内帑金を御下賜になりました、吾々は國民として、實に聖恩の優渥なる感泣致す所であります、由來日本の皇室は、立國の始め以來、百姓を以て赤子の如く御覽あらせられまして、眞の民本主義を以て國を治められたものでありますから、此思召の在ります所を恐察致しまするに、其御趣旨の所を、當局は最も能く普く國民に徹底せしめて、國民總てをして、聖恩の難有きに感泣せしむるたけの手段を――出來得るだけの方法を執つて戴きたいと私は存じて居る、左すれば今回の御下賜金を、獨り官立學校の擴張のみに用ゐまして、他の方面――官立高等教育機關のみに用ゐて、他の方面にまで及ばぬと云ふことは、聊か御聖意の在る所と、相反しはしないかと云ふ疑を持つて居ります、事上御一人の御意思に係ることでありますから、私は愼重に考慮致しまして、此御趣旨の在る所を國民と共に討究致して、此御聖意に反かざらんことを期待する爲めに、此質問を提出した次第であります、先づ第一に當局に御尋を致したい事は此御下賜金と云ふものは、性質上高等教育機關の擴張のみに用ゐべきものと、御解釋になつて居るや否やと云ふ點であります、先日來本議場に於て茲に豫算會議の席上に於て、首相並に文相からの御答辯に依りますると、政府は高等教育の機關の擴張のみに、此御下賜金を頒つべきもの――流用すべきものと御解釋になつて居るやうである、私は之に付ては聊か疑がある、原總理大臣は、先日豫算會議の席上、世上に於て、今回の御下賜金を一般教育の爲めに御下賜になつたかのやうな風說のある事は、承知して居ると云ふことを言明されて居る、其總理大臣の言明になりました通り、世上に於ては事宮中の事、固より揣摩臆測をば許しませぬが、世上に於ては　陛下の今回の聖意を以て下されました所の御下賜金なるものは、一般教育の振興の爲めに御下賜になつたやうに傳へられて居るのであります、果して然りとすれば獨り官立高等教育機關の擴張のみに用ゐべきもので

はなくて、寧ろ或は貧民教育であるとか、或は特殊の教育――盲啞教育の如き特殊教育のものであるとか、成べく汎く國民一般が其聖恩に浴すべき方向に對して、此御下賜金を流用さるゝが至當であると私は考へる、併ながら原總理大臣は、斯う云ふ風に當時の御聖旨を說明されて居る、今回高等教育機關擴張の議ある聞食されて御內帑金を賜つたと云ふやうな意味の御聖旨があつた、斯う云ふ風に御說明になつて居ります、其聖旨の通り――首相の口から承りました所の御聖旨の如く解釋致して見ましても、高等教育機關の擴張と云ふ擧があつて、教育上の事に政府が比較的困難なる財政の中に於て多額の金を支出して擴張を企てる――美擧を企てると云ふことが上聞に達して、御下賜下さつたと云ふことは、必ず之を官設高等教育の機關の、擴張のみに使用せよと云ふ御思召であるかどうかと云ふことは、是は政府が最も考慮をせらるべき點ではなからうかと思ふ、假りに高等教育機關の擴張と云ふ事を聞食されまして、御下賜下すつた御金でありますから、是は高等教育機關の擴張のみに用ゐると云ふ政府の御考が決つて居りまするならば、又御聖旨の趣意が果して斯の如きであるとすれば吾々は一言を挿むべき問題でない、所が高等教育機關の擴張に御下賜金を頒つとしましても、何故に官立の高等教育機關、國民當然の國費を以て負擔すべき高等教育機關の擴張費にのみ、此御下賜金を頒たなければならないか、高等教育機關の中には、許多の私立高等教育機關がある、我文部省は、由來甚だ其豫算に於ても貧弱なる分前を持つて居つた省でありましたが、再昨年以來此財政の好況向ふに伴れて、文部省の經費は多額に膨脹を來した、是れ文教の爲めに甚だ欣ぶ所でありますが其文部省が高等教育機關を十分に擴張し得ず、多數の高等教育を受けんとして、希望して居ります所の國民を、收容するに足りない程微力があつた當時、其歷史を申しますれば、三十年以上に亘る所の私立學校が數多ある、當今專門學校令の下に私立大學の名を以て高等教育の爲めに盡し、私立の高等教育機關として、多年の間文運に貢獻した所の幾多の學校が在る、然るに今回の學制案の改革に際しまして、樞密院に於て、此私立高等專門學校程度の學校、此學校の基本金に對し、及其專任教授に對して、稍々酷なる制限を附せられたる爲め、此三十年來乏しきを忍び、國家の文運の爲め貢獻したる多數の私立教育機關なるものが、今や其存立を危まれる程度に至つた、甚だ危機に際して居る、斯の如き機關に向つて、何故優渥なる聖旨の一端を洽からしむる方法を文部當局は執られなかつたのでありますか、先日中橋文部大臣は、此の意味の議員の質問に答へられて恐らく不可能であると云ふ御答辯があつたやうに私は記憶して居ります、何故に不可能であるか、例へば御聖旨に基き、高等教育機關擴張を爲すと云ふのである、其爲めに御下賜になつて居るならば、少くとも高等教育の爲めに用ゐるのが當然である、獨り官設の高等教育機關の擴張に限らなければならぬと云ふ理由は、抑々何れに在るか、私は其の點に對して理解に苦んで居る、私は強て事を好んで當局に御尋するのでありませぬが、此多數の私立高等教育機關が、從來忍び來つた所の苦痛、其我か文運に貢獻したる所の功勞、是等を更に眼中に置かぬと云ふことは、此今回の優渥なる御聖旨を徹底せしむる上に於て、確に缺陷があると私は飽までも解釋するのである、況や最近に於きまして、御內帑金一千萬圓御下賜の御沙汰が發表になりまして約一箇月、最近に於きまして、私立高等教育機關の一たる國學院大學に對して、殊に費用として御內帑金十萬圓の御下賜があつた、是は文部大臣は抑々どう御覽になつて居りますか、吾々日頃信じて居る教育者の中には、陛下の御思召は恐らく一千萬圓と云ふものは、國學院大學に及ぶべきものと云ふ御考があつたらうか知らぬが、然るに政府の優柔不斷なる、之を私學にまで均霑せしむることがない爲めに、更めて御下賜になつたのである、恐多い事であると、教育社會は殆ど口にせざる者は無い位である、此事實は文部大臣は如何に御考になる、國學院大學には、成程皇典講究所等が中に在つて、特別關係がある、此一箇の私立高等教育機關である、之に對して特別の御下賜金がある所を以てしますれば、他の私立高等教育機關に對して、此御下賜金を頒つは、最も聖慮に副はざることのないのみならず、寧ろ其聖慮の在る所に、能く適合する處置でなからうかと私は信ずる、然るに文部大臣は、恐らくは是は不可能であると云ふ御話であるが、不可能と云ふは、どう云ふ意味で不可能であるか、此點は明瞭に伺ひたいのである、況や今回の官設高等教育機關高等學校でありますとか、高等商業學校でありますとか、高等工業と云ふやうな學校を、全國に多數創立することは、寔に結構な事でありますが、不幸にして之に關して稍々面白からざるやうな風評も、多少あるやうに私は承知して居る、先日貴族院に於きまして、阪本釤之助君から政府に對して御尋になつた質問の如きは、其意味を稍々表はして居られるかと思ふ、まだ案が出ませぬから、斷じて申上げる譯には行きませぬが、聲明せられたる所に依れば、此御下賜金の一千萬圓の外に約三千四百萬圓と云ふ多額の經費、然も此三千四百萬圓は借入金である、此合せて四千四百萬圓の多額の費用を投じて、官設の高等教育機關を造らるゝ所が、是は從來の慣例でありますから、私は其點だけは咎めるのでありませぬが、今回も例に依つて各地に於て創立費と云ふものが寄附さるゝ、經費ならざる所の臨時費たる創立費が、全部寄附さるゝ方針になつて居るやうである、或縣に於ては七八十萬圓とか、或縣に於ては一百萬圓とか云ふものを、來るべき官設高等教育機關設立の爲め、政府に獻納すべく勸誘せられて、又彼等自身としても、進んで運動して居る所もある、是は競爭して取るのではない、此意味に於て反對の意見を持つて居るものでありませうか、從來の慣例通り、斯くして寄附金を以て創立致しますれば、三千四百萬圓と云ふ豫算の詳細を見せますから、斷言は出來ませぬが、殆ど全部民間の寄附金に依つて爲し得る仕事である、それに對して御下賜金を、どう云ふ風にしてされやうと云ふのであるか、爰に疑問が一つある、又高等教育機關の設立を希望致しまして、各地が運動致しまするのは、從來の慣例であります、然るに此競爭には、同縣下に於ても、非常な競爭がある、隣接諸縣に於ても―府縣に於ても甚しい競爭がある、然るに今回恐多い御下賜金までも加へて、擴張せらるべき高等教育機關の設立を爲すに方りて、其設置場所を定めるに方つて、又各地に競爭がある、人々の口にするが如く私は斷じてとは申しませぬが、口にする者がある如く之を黨勢擴張に利用さるゝ場合があつたらどう考へます、あつたとは申しませぬ、あり得ることであるかも知れぬ、加之當局は、殊に中橋文相の如き、日頃私が敬服して居る、極めて穩健公平なる當局者が居られますから、私は斯る杞憂は懷きませぬが、此多數の世間の人の口でありますから、如何なる事を申すかも知れず、例へば原總理大臣の御答辯の中には、總て寄附金でやることは必ずしも定めて居らない、狀況に依つては寄附金なしでやる積である、其樣に豫算を編成したいと云ふ事を豫算會で言はれて居る、然らば中橋文相の如き穩健なる當局の公平なる考を以て、此設置場所も設定せらるゝとしても或る府縣に於きましては土地の狀況から極めて必要であるが、其府縣は貧弱にして寄附の負擔に堪へぬと云ふが爲め、斯うした箇所が、二箇所三箇所假りにあつたとする、さうして其土地が現政府たる即ち政友會の地盤であつたとしたら、世間は如何に考へます、私は中橋文相が斯る事を爲さるとは決して申さぬ、信じやしないけれども、公平にされた事が斯る誤解を受けたと云ふ場合にどうなさる、それは獨り現政府並に政友會の立場のみからと云ふ御說明があつても勝手であるが、斯くして黨勢擴張に利用されたものと世間から見られて、其擴張事業に御下賜金を全部投ずると云ふことが　至尊に對して果して御思召に副ふ致方であると御考になるかどうか、此點を詳細に伺ひたいのであります、そこで私は此中橋文相の人格を信じまして、唯今申したやうな事は、全然杞憂であらんことを希望し又信じては居りまするが、世人の口の端に、動もすれば斯の如き事がたつたときには、是れ一大事だ　陛下の御思召に對して、甚だ恐懼に堪へぬと思ふ、斯る意味から言ひましても、獨り斯の如き大競爭のある所の――設置場所に付て競爭があつて、動もすれば如何しい目的の爲めに利用されたと云ふやうな、世間から誤解を受けぬ所の方法、而も多年我が文運に貢獻して居つた所の各私立の大學の如きもので、其資格を十分審査致しまして、其功勞を認め、其成績を認めたものに對して、此御下賜金を頒つと云ふことは、洵に至當の事ではあるまいかと思ふ、此御下賜金が高等教育機關の增設以外に使はれぬかと云ふことは、不明でありまするが故に、私の質問趣意書にも「私學の高等教育機關」と、殊に高等教育機關と記してある、少くとも之に對して御下賜金を頒つと云ふことは決して御思召に反かざるのみならず寧ろ御思召に副ふものと私は考へまするが、政府の御考は如何であるか、若又是は獨り高等教育機關のみに非ずして、他の方面――一般教育、殊に國民多數に恩惠を及ぼすべき所の、教育機關の擴張なり何なり此の御下賜金

を使つたならば、更に一層國民が聖恩に感佩するであらうと考へまするが、以上述べました四點に就て中橋文相の明白なる、御腹藏なき所の御意見を承りたいと思ひます（拍手起る）

○副議長（濱田國松君）　中橋文部大臣。

〔國務大臣中橋德五郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（中橋德五郎君）　唯今御説明になりましたる、此私學奬勵に關する質問趣意書のなんに對しましては、總理を御召しになつて御下賜になりましたる、此御下賜金の事に關係致しますから、其部分は總理より致して御答する方が順序だらうと思ひますが、丁度今豫算委員會で總理が質問に逢つて居る譯で一寸手が抜けられませぬから、全體に對して私から御返事を致します、此質問の出ます御疑は御尤であります、色々其中に箇條を別つて御尋になりましたから、之に對しまして簡單に御話――御返事を申したならば、大抵御推測が行くだらうと實は思ひまするのでございます、と言ひまするのは、是も度々貴族院でも此方でも、總理並に私よりして御返事を申上げた筈でありまするが、其の順序を申しますると云ふと、現内閣が成立しますや否や、直ちに此教育上の缺陷に付て心配を致しまして、其一番今日の時弊のある缺陷の大きいものは、どうしても是は救濟しなければならぬと云ふ考を起しまして、此高等教育機關の擴張をしやうと云ふ計畫、調査が進行しつゝあつた譯であります、其時丁度其事柄が上聞に達しまして、總理に御内帑金の御下賜があつた、斯う云ふ順序であります、其御内帑金の御沙汰書の寫を朗讀致しませう、さうしたら大抵御了解になりはせぬかと思うて居ります、「高等教育機關擴張の計畫有之趣被聞食思召を以て内帑金一千萬圓下賜候旨御沙汰被爲在候」是が總理に對する御達であるのであります。

〔副議長濱田國松君退席議長大岡育造君議長席に著く〕

○國務大臣（中橋德五郎君）　斯う云ふ譯でありますで此御達が出ましたに付きまして、私共も愈々熟心に御趣意を奉體し、恐懼して其御趣意を遂行したいと云ふことになつた譯であります、計畫は政府に於て、曩に既に此各官學の――官立の學校のなんに於て、急に之を增設しなくてはいかぬと云ふ計畫を立てた譯であります、斯う云ふ譯でありますから、私立のものは其中に入つて居りませぬ、私立學校の功績等は、衆議院でしたか、貴族院でしたか、先日私が申上げた通り、非常に敬服して居る、實は私も樋口さんの御承知の通り、一二の學校に關係して居る者の一人であります、殆ど三十年も關係して居るのであります、是は此度の中には入つて居りませぬ、是も度々申上げまする通り、官立と私立との間に、少しも區別を置かぬのみならず、若し出來得るならば、私立の立派なものが出來ることを希望する、でどうかさう云ふやうなものが世間に澤山出來て貰ひたい――亞米利加の如く出來て貰ひたい、斯う云ふことの希望を有つて居る譯であります、けれども我國ではさう云ふ調子には行きませぬから、別に此私立學校の補助奬勵の方法は考へつゝありまするから何れ計畫を立てたらば、他日御相談に及ぶこともあらうかと思うて居ります、其他國學院に御下賜金等の事も御述になりましたが、私は唯今樋口さんの御述になつた正反對を考へて居るのであります、近來各種の「インスチチユーシヨン」に向つて御内帑金を時々御下賜になるのでありますから、國學院も私立學校でありますから、今後又私立學校に對して、御内帑金の御下賜になることがあるかも知れませぬ我が帝室は先程御述になりました通りに、教育に付ては、歷代御熱心の帝室でありまするから、段々各種の事に御著手になることゝ信じて居るのでありま す、尙ほ詳細の事に付きましては、何分にもまだ機關擴張の本案其ものを本院に提出して居らぬと云ふ譯でありますから、何れ近日追加豫算、並に之に關する法律案を提出致しまして、皆さんの御協賛を經たいと思うて居ります、其時に尙ほ委しく御説明申上げた方が、御話が具體的になつて宜からうと思ひますから、今日は是だけに止めます（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　日程第一、衆議院議員選擧法中改正法律案の第一讀會を開きます――植原君。

第一　衆議院議員選擧法中改正法律案（高木益太郎君外三名提出）　第一讀會

衆議院議員選擧法中改正法律案

右成規ニ據リ提出候也

衆議院議員選擧法中左ノ通改正ス

第八條第一號中「二十五年」ヲ「二十年」ニ改ム

同條第三號ヲ左ノ如ク改ム

選擧人名簿調製ノ期日前滿一年以上直接國税二圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者又ハ師範學校、中學校若ハ文部大臣ニ於テ中學校ノ學科程度ト同等若ハ同等以上ト認メタル學校ヲ卒業シ又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノト檢定セラレタル者又ハ陸海軍ノ現役ヲ卒ヘタル者

第九條中「中斷セラルルコトナシ」ノ下ニ「其ノ納税ニ關スルモノハ選擧人名簿調製ノ期日後異動ヲ生スルコトアルモ該名簿ニ依リテ行ハルル選擧ニ限リ選擧權ヲ失フコトナシ」ヲ加フ

第十條中「三十年」ヲ「二十五年」ニ改ム

第十一條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三　六年以上ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者

四　六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定ノ時ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

政府ノ特別ナル保護若ハ監督ヲ受クル業務ヲ營ム者又ハ之ト同一ノ性質ヲ帶フル銀行若ハ會社ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノノ無限責任社員重役及支配人ハ被選擧權ヲ有セス

政府ノ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ政府ノ請負ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、重役及支配人ハ被選擧權ヲ有セス

第十五條　官吏ハ任用ノ資格ヲ要セス且分限ノ保障ナキモノヲ除クノ外議員ト相兼ヌルコトヲ得ス但シ退職若ハ退役ノ者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條　削除

第十八條第四項中「官位、」ノ下ニ「兵籍、學歷、」ヲ加ヘ「生年月、」ヲ「生年月日、」ニ改ム

第十九條ニ左ノ一項ヲ加フ

選擧人第八條第三號ノ學歷ヲ具備スルトキハ毎年十月五日迄ニ證憑ヲ具シテ其ノ住所地ノ市町村長ニ屆出ツヘシ其ノ期日迄ニ屆出ヲ爲ササルトキハ選擧權ヲ有セス

第三十八條　自ラ被選擧人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

第四十二條中「立會人」ヲ「投票立會人」ニ改ム

第四十四條中「選擧長」ヲ「地方長官」ニ改ム

第七十條第五項中「同年月」ヲ「同年月日」ニ改ム

第七十八條ニ左ノ一項ヲ加フ

議員ノ闕員ヲ生スルコトアルモ其ノ議員ニ對シ當選訴訟アリタル場合ニ於テハ其ノ裁判確定スルニ非サレハ本條ノ手續ヲ行フコトヲ得ス

第八十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

當選訴訟ノ裁判確定前當選人死亡シタルトキハ檢事ヲ以テ被告トス

第八十六條中「十圓以上」ヲ削ル

第八十七條第一項中「一月以上一年以下」ヲ「一年以下」ニ「十圓以上百圓以下」ヲ「百圓以下」ニ改ム

同條第一號ヲ左ノ如ク改ム

選擧ニ關シ直接又ハ間接ニ金錢、物品、手形其ノ他ノ利益若ハ公私ノ職務ヲ選擧人又ハ選擧運動者ニ供與シ若クハ供與スル爲交付シ又ハ供與若ハ交付セムコトヲ申込ミタル者又ハ供與若ハ交付ヲ受ケ若ハ其ノ申込ヲ承諾シタル者並供與若ハ交付ヲ受ケムコトヲ申込ミ又ハ其ノ申込ヲ承諾シタル者

同條第三號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

四　議員候補者ヲ辭退セシムル爲又ハ議員候補者ニシテ其ノ辭退ニ關シ本條第一號又ハ第三號ノ規定ニ該當スル所爲アリタル者

五　前各號ニ該當スル所爲ニ關シ周旋勸誘シタル者

第八十八條第一項中「二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「二年以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第八十九條中「二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「二年以下ノ禁錮ニ處ス」ニ改メ左ノ二項ヲ加フ

選擧ニ關シ官吏、吏員故意ニ其ノ職務ノ執行ヲ怠リ又ハ職權ヲ濫用シテ選擧ノ自由ヲ妨害シ若ハ偏頗ノ措置ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

官吏、吏員ニシテ選擧人ニ對シ其ノ投票セムトシ又ハ投票シタル議員候補者ノ表示ヲ求メタルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第九十條第一項中「一月以上一年以下」ヲ「一年以下」ニ、「十圓以上百圓以下」ヲ「百圓以下」ニ改ム

第九十一條第一項中「四月以上四年以下」ヲ「四年以下」ニ改メ第二項ヲ左ノ如ク改ム

多衆聚合シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ刑法第百六條ノ例ニ依リ處斷ス

第九十二條第一項中「多衆ヲ嘯聚シタル者ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處ス其ノ情ヲ知テ嘯聚ニ應シ勢ヲ助ケタル者ハ十五日以上三月以下ノ輕禁錮ニ處ス」ヲ「多衆聚合シタルトキハ首魁ハ三年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス」ニ改メ第二項ヲ削ル

第九十三條第一項中「選擧人、議員候補者及選擧運動者ニシテ」ヲ削リ「二年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上」ヲ「二年以下ノ禁錮又ハ」ニ改ム

第九十四條中「前條ノ例ニ依リ一等ヲ加フ」ヲ「三年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十五條中「十五日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ五圓以上」ヲ「六月以下ノ禁錮又ハ」ニ改ム

第九十七條　演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス選擧ノ期日公布若ハ告示後投票終了前選擧ニ關シ選擧人議員候補者又ハ選擧運動者ヲ誑惑シ又ハ妨害スルノ目的ヲ以テ虛僞ノ事項ヲ公ニシタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス新聞紙、雜誌ニ在リテハ前條但書ノ例ニ依ル

第九十八條中「一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十九條中「五圓以上」ヲ削ル

第百一條中「刑ニ」ヲ「罰金以上ノ刑ニ」ニ改ム

第百六條第一項中「掌ル」ヲ「掌リ町村役場トアルハ戶長役場又ハ之ニ準スヘキモノニ該當ス」ニ改メ第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

郡長ヲ置カサル地ニ於テハ本法ニ規定シタル郡長ノ職務ハ北海道支廳長島司又ハ之ニ準スヘキモノニ該當ス

市制第六條ノ市ノ區及北海道、沖繩縣ノ區ニ於テハ本法中市トアルハ區、市長トアルハ區長、市役所トアルハ區役所ニ該當ス

第百十一條　本法ハ次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス但シ北海道根室支廳管內千島ニ屬スル諸郡及東京府小笠原島ニ付テハ勅令ヲ以テ施行ノ期日ヲ定ム

別表中左ノ如ク定ム

東京府			
東京市	十五人	八王子市	一人
郡部伊豆七島トモ	八人		
京都府			
京都市	五人	郡部	五人
大阪府			
大阪市	十一人	堺市	一人
郡部	八人		
神奈川縣			
橫濱市	三人	橫須賀市	一人
郡部	六人		
兵庫縣			
神戶市	三人	姬路市	一人
尼崎市	一人	郡部	十三人
長崎縣			
長崎市	一人	佐世保市	一人
郡部	六人	對馬	一人
新潟縣			
新潟市	一人	長岡市	一人
高田市	一人	郡部	十三人
佐渡	一人		
埼玉縣	十人		
千葉縣	十一人		
茨城縣			
水戶市	一人	郡部	十人
栃木縣			
宇都宮市	一人	郡部	八人
三重縣			
津市	一人	四日市市	一人
宇治山田市	一人	郡部	七人
愛知縣			
名古屋市	三人	豐橋市	一人
岡崎市	一人	郡部	十二人
靜岡縣			
靜岡市	一人	濱松市	一人
郡部	十一人		
岐阜縣			
岐阜市	一人	大垣市	一人
郡部	八人		
長野縣			
長野市	一人	松本市	一人
郡部	十一人		
福島縣			
若松市	一人	福島市	一人
郡部	九人		
巖手縣			
盛岡市	一人	郡部	六人
青森縣			
弘前市	一人	青森市	一人
郡部	五人		
山形縣			
山形市	一人	米澤市	一人
郡部	七人		
秋田縣			
秋田市	一人	郡部	七人
岡山縣			
岡山市	一人	郡部	九人
廣島縣			
廣島市	一人	吳市	一人
尾道市	一人	福山市	一人
郡部	十人		
山口縣			
下關市	一人	郡部	八人
愛媛縣			
松山市	一人	郡部	八人
福岡縣			
福岡市	一人	門司市	一人
八幡市	一人	大牟田市	一人
久留米市	一人	小倉市	一人
若松市	一人	郡部	十二人
大分縣			
大分市	一人	郡部	九人
鹿兒島縣			
鹿兒島市	一人	郡部	九人
大島	一人		
北海道廳			
札幌區	一人	函館區	一人
小樽區	一人	旭川區	一人
室蘭區	一人		
札幌、留萌、宗谷、上川、空知、室蘭、浦河各支廳管內	九人		
函館、檜山、後志各支廳管內	二人		
根室、釧路、河西、網走各支廳管內	二人		
沖繩縣			
那覇區	一人	首里區、宮古島部及八重山島トモ	三人

〔植原悅二郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○植原悅二郎君　私は唯今爰に議題となつて居りまする選擧法中改正案に就きまして、提出者に代つて簡單に提出の理由を說明致します、暫くの間御淸聽あらんことを希望致します、で明治三十二年に改訂せられました現行の選擧法は、我國の現在の憲政の發達と、時勢の進運に適合せざるものであると云ふことに付きましては、何人も異議なき所であると信じて居ります、此改正を必要とすることに付きましては、國民一般の輿論の歸する所、又衆議院に列なる所の三百有餘の諸君に於ても、此必要を認める點に付きましては、何人も異論なき點であると確信して居ります、勿論各政黨及び各員國家の問題もありますし、個々の選擧區の關係もありまして、之を改正する所の程度範圍に於ては幾多の議論はあらうと思ひます、併し改正が必要であると云ふ點に付ては何人も疑はない、我黨が茲に提出しました所の改正案は、現時に於ける所の日本の憲政の發達の程度と時代の要求と、世界の大勢に順應するものであると認めまして、今日には是が最も適應するものであると云ふ――提出した案は、既に諸君の御手許に配付されて居ることと承知致して居ります、で改正の要旨は第一に選擧權の擴張であります、第二には選擧人被選擧人の年齡の低下であります、第三には罰則の改正であります、第四には人口の增加に伴ふ所の衆議院の人員の自然の增加であります、で此四點が改正の主なる要項であります、而して第一の選擧權擴張の問題に付きましては、幾多の議論があるであらうと推測いたします、言ふまでもなく立憲政體に於きまして、選擧權の問題に付ての論理的歸結は、普通選擧であらねばならぬ、如何なる國家に於きましても、一たび立憲政體の建設を爲した曉には、早晚必ず普通選擧まで到達しなければ、憲政の健全なる發達を期することも出來ない、又憲政政治の精神を徹底的に實行することも出來ない、之に付ては諸君に於ても異議なからうと信じて居ります、併ながら私共は、國家の健全なる發達、國民の利福の增進、又憲政の健全なる發達を考慮致すに付きましては、歷史上の事實をも無視することが出來ないと

信じて居ります、故に普通選擧は立憲政體の論理的歸結である、必ず此に到達しなければならないものでありますけれども、我國の現在の事情も考慮致し又我國の憲政の發達を考慮致しまして、我黨提出の選擧權擴張は、第一に現在の直接國稅十圓を二圓まで低下致したのでございます、一體立憲政治の根本の精神から申しますれば、政治と云ふものは國民の爲めに行ふものである、又國民自らの利福を增進することに、國民自ら努めなければならないものである、尙更我國に於きましては建國の精神、日本の國民は四民平等一視同仁、此間に差別あるべき筈がない、若し果して日本の建國の精神がそれであり、又立憲政體の趣旨精神がそこに在るものであるならば日本國民全體が、選擧權を有することが至當でございますけれども、歷史的に多少財產に制限を置いた制度が、各立憲國に於て採用されて居るのみならず、我國に於ても採用され、尙ほ今日それが實行されて居る、で之を一時に激變すると云ふことは、健全なる發達を爲すに如何かと云ふ點に付ても、十分の考慮を致したのでございます、加之堅實なる發達を爲すことも必要であるが、それと共に一日も早く憲政の發達を希望するならば、立憲政體の論理的歸結に到達せなければならない、其意味を十分に考慮致しまして、選擧權の擴張、暫くの間財產の制限は歷史的の意義に於て必要であると云ふ點で、十圓を二圓に低下したのであります、更に選擧權の擴張に付きまして、中學校或は是と同等の學校を卒業せる學識を有する者、若くは其卒業者と同等の學識を有する者に、選擧權を與ふることに致したのであります、で我國に於きまして、選擧權擴張の問題に付て屢問題になることは、我國の國民全體は、まだ政治的に能く教養訓練されて居らない、故に普通選擧は尙早であると云ふやうな議論もあります、是も一應御尤な議論であると思ひます、一體財產とか、或は教育とか云ふもので、政治上の權利が左右されべきものではありませぬけれども、是も矢張歷史上の立場から考慮しなければならない、然らざれば、國家の堅實なる發達を圖ることが出來ないと云ふ理由の下に、中學卒業の者、或は是と同等の學識を有する者であるならば、政治的の教養が缺けて居る者と、今日の日本の狀態で見ることは出來ない、少くも國民の義務教育を終つて、更に五箇年以上の教育を受けたる者、是等に選擧權を與へて、漸次國民を政治的に教養訓育することの必要であると云ふ點から、之にも選擧權を與ふることに致したのであります、次に選擧權の擴張に付きまして、もう一つ我黨が附加へた項は、兵役の義務を了つたる者であります、一體一國の國民として、兵役の義務より重大なる義務はありませぬ、一國の國民として國家の重大なる所の任務に當り得る者が、政治に參與し得ざると云ふ理由は、何所にも發見することが出來ませぬ、如何なる選擧權擴張に反對する人であつても、一つの國家に對して、國家最大の任務に當り得る總ての資格を備へて居る者に、政治に參與する所の權利を拒絕することは、出來ないことだと信じて居ります、此意味に於て兵役の義務を了つたる者に、選擧權を與ふることに定めたのであります、第二には年齡でございます、從來の選擧法、即ち現行の選擧法に依りますれば、被選擧人は滿三十歲以上、選擧人は滿二十五歲以上と規定されて居ります、で兵役の義務に當る者ですら、滿二十歲以上で足りるのであります、又二十歲以上の者は、法律上總ての個人の行動に對して、責任を負はなければならない、此責任を負ふことの出來る資格の年齡に到達して居る者が、國家の政治に參與する、否、國家の政治、即ち自分等を支配する所の政治に參與し得ざると云ふ理由は無いと、私共は確信して居るのであります、それのみならず、世界各國の議會に於ける所の議員の年齡を見ましても、恐らく我が帝國議會に於ける議員の年齡程、平均年齡の老齡に達して居るものは無からうと信じて居ります、今回の歐洲戰亂に依りまして各國民競うて、其國民の能率を最高度に發揮した事實から細密に調査しましても、國家或は社會の事に最高の能力を發揮する所の年齡は、少くも二十五歲以上、四十五六歲、五十歲以下であります、此年齡の人を最も多く議政壇上に當選せしむるやうにするには、どうしても第一に選擧人の年齡資格を二十歲に低下しなければならない、次に被選擧人の年齡を二十五歲に低下する必要もあると認めまして、爰に改正を加へたのであります、第三には罰則の改正であります、罰則の改正は隨分多數の項目に涉りますが、現行の選擧法の罰則の規定が、其後刑法が改正されて、之に適合せざる箇條が澤山ございます、是等を第一に改めたのです、第二には官吏の選擧に干涉し、或は選擧民の選擧の自由意思を、直接或は間接に干涉して妨害すると云ふやうな者を罰すべき罰則を定めたのであります、是は選擧に當りまして、何人も間接直接に有り得べからざる事ではありますが、事實官吏が干涉して、甚しい選擧の自由を妨げると云ふ實例があるが、從來之を罰すべき完全の罰則の規定が無かつた、此點に於いて新たに罰則の規定を作つた、是が罰則改正の上の主なる點であります、第四には人口の增加に伴ふ所の自然の議員定數の增員であります、是は從來の都市に於て十四名、新たに獨立選擧區になるものに於て二十二名、郡部人口の增加に伴ふ所の增員四十四名、合計八十名の增員を致すことに改めたのでありますが、是は人口の增加に伴ふ自然の結果であります、此別表の改正に付きまして、簡單に申さなければならない一事は選擧區制の問題であらうと思ひます、第四十議會に於きましても、大選擧區と小選擧區との議論が盛でありました、併ながら現在我國の憲政の實狀に照して、大選擧區が宜しいか、小選擧區が宜しいかと云ふ問題に付て、第一に考慮しなければならない點は何れの選擧區制が、現在の選擧場裏の腐敗を矯正するに、最も有利であるかと云ふことであります、恐らく我國の憲政の健全なる發達を念ふ者にして、我國の現在の選擧場裏の狀態に對して、悲觀せざる者は無からうと思ひます、眞に國家を念ひ、我國の憲政の發達を希望する者であつたならば、我國の憲政の健全なる發達を念ふに付て、第一に廓淸しなければならないものは、此選擧場裏の腐敗を一掃することである、之に付きまして大選擧區が宜しいか、小選擧區が宜しいか、即ち各國何れの國に於ける所の選擧界の歷史を精細に檢閱しましても選擧の腐敗を改めると云ふことは、如何なる手段方法を以ても、選擧民を買收することが出來ない、唯々言論に依つて選擧を爭ふ途を作るより、如何なる法律を作つても、選擧界の廓淸の出來たと云ふ事實はありませぬ日本は特別でありませうか、同じ制度を用ゐるものであり、同じく人類の一部である以上は、即ち各國に於ける所の此經驗を無視することは出來ないと確信して居ります、若し假りに小選擧區にして、有權者の數が少ければ少い程、選擧の腐敗を助成し、誘致するに好都合であると云ふことは、如何なる人であらうとも疑問を懷くことは出來ないと信じて居ります、此意味に於て、私共は[illegible]に必要なる第一の要項として、大選擧區を希望するのであります、第二に立憲政體に於て、第二に希望しなければならない事は、有權者の數を—有權者の票數を、成るべく多く議會に代表せしむると云ふことであります、之が爲めに歐米の各國に於て、比例選擧法を採用して居る處もあります、比例選擧法は成べく有權者の數を、多く議會に代表せしむると云ふことであるに他ならないのであります、第一回より第六回に至る所の日本が、小選擧區を採用して居つた時の當選者の得票數と、それから落選者の得票數とを較べて見ますると云ふと、當選者の得票數に比して、落選者の得票數の割合は、最高が九分一厘でありまして、最低が二分四厘であります、然るに大選擧區制を採用してからは、最高が四分二厘、最低が一分七厘になつて居ります、此點のみに付いて考へまするも、大選擧區制が成べく多くの有權力の意思を、議會に代表せしむると云ふことを徹底せしむることは明かであります、又過去の經驗に依りまするも、世界各國の實例に依りまするも、大選擧區の方が、比較的有爲の人物を議政壇上に送るに、幾多の便宜を有つて居ると云ふことは、之を否認すことは出來ないと信じます、是等の點に付きまして、私共は現在の大選擧區制を維持する譯であります、右述べました通り、改正案の主なる要點は、選擧權の擴張と、被選擧人、選擧人の年齡の程度、罰則の改正と、人口の增加に伴ふ所の自然の增員であります、議案は既に諸君御手許に配付されて居る譯でありますから、十分に御研究下さいまして、世界の進運と、時勢の大勢と、我國の憲政の發達とに十分考慮して、日本の國情に鑑みましたならば、我黨の提出した所の此選擧法中改正案に、諸君は必ずや御贊同下さること丶存じます、どうか十分に御研究下すつて御一同で御協贊、而して是が實際の法律として成立するやうに希望して已まざる次第であります。

「拍手起る」

○議長（大岡育造君） 今井嘉幸君。

「法學博士今井嘉幸君登壇」

○法學博士（今井嘉幸君） 簡單に質問を致します、國民黨の提案も、憲政會の案と稱せられて新聞の傳へて居る所も亦政府の提案と噂せられる所のものも私は皆な之に對して不滿足を表する者である、私の

みならず、恐らく國民の大多數は同樣の感じを持つて居るであらうと思ふ、故に私の質問は、單なる一の今井の質問に非ずして、國民の大多數の質問であると云ふ御考で、御說明を希望致したい、國民が選擧權の擴張を要求して居る所の理由と致しましては第一に選擧權の本質からして、大に根本的の擴張をしなければならぬと云ふ事、それから第二は今日の世界の大勢に順應して、根本的の改正をしなければならぬと云ふ事、それから第三には今日政界に於ける現狀を見て、之に對して一大刷新を加へなければならぬと云ふことからして、根本的改正をしなければならぬと考へて居る、此三つの事に付きまして、他の二つは國民黨に於ては多少の說明もあるし、特に質問をする必要はないと思ひますが、第三の問題に付ては、國民黨の是までに於ける態度に照して、其提案と云ふものは非常に不徹底であるやうに見えますから、其點に付て質問致したいと思ふ　國民黨の諸君、殊に犬養君を首めとして、從來諸方に於て唱へられた所の選擧權擴張の必要の一番眼目とした所は何であるかと云ふと、今日政治界に於ける此腐敗して居る所の狀態を、刷新しなければならぬと云ふことであつたのである、即ち今日の如く制限せられたる選擧法の下に於ては、それは必然の結果として買收と云ふものが行はれる、又請託と云ふものが行はれる、さう云ふやうな下に於ては、到底國民の選良と云ふ者を出すことが出來ないのである、故に下らない所の代議士も現れて來るのである、又其代議士に依つて組織せられて居る所の政黨と云ふものも、大部分は下らないものである、斯う云ふやうな現狀であるからして、官僚と云ふものも跋扈するのである、是は國民黨諸君が到る處に於て叫ばれた所のものである、此有樣に對して一大刷新を加へるには、何が病源であるかと云ふと、其病源たる選擧權の制限せられたる此狀態に對して大改革――根本的の大改革を加へなければならぬと云ふのが、國民黨の諸方に於て叫ばれた所の議論の主要點であつた、而して國民の大多數も之に向つては共鳴して居る、斯く申す私もそれに對して、非常に敬服の念を以てそれに接して居つたのであります、所が今日國民黨の提案せられた所の此案を見ると云ふと、果して其希望に副ふことが出來るかどうか、實に不徹底極まる所の案と見なければならぬのである、納稅額十圓を僅に二圓に下げる、一寸考へると十倍にもなるやうに考へるが、實際の數は決してさう云ふものではない、僅に二倍か三倍の增加にしかならない、又それに對して兵役の義務を終へた者に選擧權を與へると云ふことにしても、今日の現狀に於ては、多數の選擧權の擴張と云ふ事にはならない、想ふに斯の如き擴張が假りに通過したと致しましても、恐らく我國の今日の選擧權者の數が、僅に三倍か四倍かになる位のものになるだらうと思ふ、所が世界の大勢と云ふものはどうであるかと云へば、支那と土耳古を除くの外は、總て普通選擧、斯う云ふやうな狀態に皆な達して居る、普通選擧の狀態に達したならば十倍にもなる、三倍四倍と、それと比較すれば非常な相違である、さう云ふやうな大々的徹底的の擴張をやらなければ、國民黨の諸君が諸方に於て叫ばれたやうな政界の一大刷新と云ふことは、到底出來まいと私は考へるのでありますが、斯う云ふやうな不徹底なる遣方で以て、尙は此一大刷新と云ふことが出來るかどうか、其點に付て、植原君の說明が徹底しなかつたやうに私は考へるのである、詰まり今日に於て國民黨の諸君は、今の御說明に於きまして、何等此點に於ての說明が無かつたが、まだ此政界の現狀に對して、刷新を加へる必要があると考へて居るかどうか、それが分らない、又刷新を加へる必要があると假定したならば、斯う云ふやうな不徹底なる所の案で、其目的が達せられるかどうか、私は以前に於ける所の國民黨の態度と、今日に於ける所の國民黨の態度に對して、誠に今昔の感なき能はずである、以前には民本主義――今日の言葉で言へば、民本主義の鼓吹者として、急先鋒として、非常に國民の輿望を擔つて居つたのである、所がどうであるか前內閣に於て寺內官僚內閣の援助をし、それから又此間の國體擁護と云ふやうな此日本の――天照らす日本に於て、白晝公然提燈を振廻すやうな、さう云ふやうな舊思想を唱へて居る、以前は民本主義の元祖であつた所の國民黨が、今日に於ては頑冥主義の張本人と呼ばれるやうに、何か世の中から疑はれて居る、選擧權の擴張問題に付きましても、其程度が非常に可笑しい、徹底的の擴張をやらなければならぬのである、國民黨の從來の態度に照せば、今日のやうな世界の大勢になつて居る場合には、どうしても普通選擧と云ふ所に行かなければならぬのである私は必ずや國民黨は普通選擧の提案を以て、現れて來ることゝ期待して居つたのである、此期待に反したことを非常に遺憾とする、是は唯々一今井のみならず、國民多數が斯の如き期待に反した所の失望を持つて居るのであります、此點に付て徹底的の御說明を希望する。

(伊東知也君　議長、議事の進行に付て……

○議長(大岡育造君)　伊東知也君。

○伊東知也君　唯今今井君の御演說中に、現在の選擧法が下らない爲めに、下らない議員が出て居ると云ふ御言葉があつたことを的確に記憶して居ります然らば現在の我が三百八十一人の議員中に下らない人があると云ふことを、今井君は認めて居ると云ふことを認定して差支なからうと私は思ひます、其御言葉は甚だ不穩當でありませう、果して今井君は下らない代議士が、此間にあると云ふことを御認定になるのであるか、無いかと云ふことを、一言今井君に向つて伺つて見たいのであります、御返答に預りたい。

○法學博士今井嘉幸君　是は私が下らない議員が出たと言つたのぢやない、國民黨の諸君が到る處に於て、此前の總選擧の時に、方々に行つて叫ばれて居る、總選擧の演說の時に叫ばれたことを言つたので私が認めて居ると言つた譯ぢやありませぬ。

○伊東知也君　今の今井さんの御說明は要領を得て居りませぬ認めて居るか居らぬかと云ふことを、私は伺つたのぢやない、下らない議員が出て居ると云ふ事を言はれた、それは速記錄にもあり、皆なも聽いて居れ、國民黨が言つたとか、言はないとか、そんなことぢやない、果して下らない議員が出て居ると云ふことを言つたか、言はないかと云ふことを仰せになれば、それで宜い、言つたか言はないか二つに一つの返事をしなさい。

○法學博士今井嘉幸君　私は認めて居りませぬ、併ながら國民黨諸君の中に、さう云ふ演說をした者があると云ふことを私は認めて居ります。

○村松恒一郎君　唯今の今井君の御說に依りますと國民黨が現在の選擧法の不完全である爲めに、下らない議員が出て居ると言つたと云ふやうなことを言はれましたが、今井君は何に依つて、何人が斯樣な事を演說したと云ふことを明言せられたのであるか此事を議長から御尋を願ひたい。

○議長(大岡育造君)　今井君、唯今の御說の根據を御示しを願ひます。

○法學博士今井嘉幸君　根據は此前の總選擧の時の演說に、到る處で聽きました。

〔「何處で誰がした」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　何と云ふ人がしましたか。

○法學博士今井嘉幸君　それは確には記憶して居りませぬ。

〔「さう云ふことは餘り追窮するな」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御聽の通りであります。

○村松恒一郎君　さうすると誰が何處で言つたかと云ふことは分らないが、單に今井君の耳の底に左樣な響がしたと云ふのですか尙は其以上に何か證明の途はありませぬか。

〔「そんなに追窮し給ふな」「追窮に及ばず」と呼ぶ者あり〕

○法學博士今井嘉幸君　何か證據を擧げる方法を講すれば、長き年月の間、時に制限を付けない以上は擧げます。

○村松恒一郎君　今井君として、甚だ無責任なことを仰せられました、今現在此議場に於て、自己の質問の材料として述べられた事に付て、年限の長い間には證明することもあらうなどゝ言ふことは、甚だ無責任の言葉と思ふ、苟も帝國議會の議場に立つて他黨の言動に就て批評せられる以上は、正確なる根據に依つて、十分なる證明の途が無ければ、恐らく紳士として公言せられることは出來まいと思ひます今一應今井君に御確めを願ひたい。

〔「ひや〳〵」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　今井君どうですか。

○法學博士今井嘉幸君　それは直ちに證明することは出來ないと、いけないと云ふ事ならば取消します

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君)　御取消になりました、今井嘉幸君の不穩の言は取消されました。

〔拍手起る〕

○植原悅二郎君　今井君の質問に御答致したいと思ひます、簡單ですから自席で御許を願ひます。

○議長(大岡育造君)　宜しうございます。

○植原悅二郎君　唯今今井君の我黨提出の選擧法中改正案に對して質問がありました、其大要は今井君

の自己堅諸の御議論であると思ひます、今井君の御議論に對して御答する必要はないが、唯々一點我黨で提出してある所の選擧法中改正案が實現せられる曉に、政界が現在よりは刷新されるかどうかと云ふことは、其通りでございます、刷新されると確信致します、それで御答は盡きて居ります。

○岩崎勳君 本案は議長指名を以て、特に三十六名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がないと認めます、仍て本案は議長指名三十六名の委員に付託するに決しました、日程は是にて終了致しました、次の日程は公報を以て御通知致します、本日は是にて散會。

午後三時三十五分散會

○大正八年一月三十日(木曜日)

午後一時十一分開議

議事日程 第七號

第一 濃越鐵道速成に關する建議案(西田鋭吉君外四名提出)

第二 教育振興に關する建議案(樋口秀雄君外三名提出)

第三 食糧政策及小作農保護に關する建議案(土井權大君外一名提出)

第四 東方調査局設置に關する建議案(伊東知也君提出)

第五 清津築港に關する建議案(奧田龜造君外三名提出)

○議長(大岡育造君) 報告があります。

〔書記朗讀〕

一政府より提出せられたる議案左の如し

道路法案

北海道舊土人保護法中改正法律案

開墾助成法案

(第二號)大正七年度歳入歳出總豫算追加案

(第二號)臨時軍事費豫算追加案

裁判所の設立に關する法律案

大正二年法律第九號中改正法律案

不動産登記法中改正法律案

一議員より提出せられたる議案左の如し

清津築港に關する建議案

提出者 奧田 龜造君 江藤 哲藏君

牧山 耕藏君 松田 源治君

朝鮮神社に素盞鳴尊奉祀に關する建議案

提出者 高木益太郎君 伊東 知也君

日肥鐵道建設に關する建議案

提出者 長峰 與一君 陣 軍吉君

井島 義雄君 原田 十衞君

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

國民思想問題に關する質問主意書

提出者 伊東 知也君

一政府より受領したる答辯書左の如し

大正八年一月二十九日

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員横山勝太郎君提出公娼制度の存廢に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員横山勝太郎君提出公娼制度の存廢に關する質問に對する答辯書

公娼制度は現下の情況に徵し尚之を存續するの已むを得さるものと認む而して之か改善に付ては政府の常に留意して忽にせさる所なり

右及答辯候也

大正八年一月二十九日

内務大臣床次竹二郎

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に揭載す〕

一去二十八日家祿賞典祿處分に關する法律案外一件委員西川太治郎君辭任に付其補闕として行德健男君を、作業會計法中改正法律案外六件委員石川又八君辭任に付き其補闕として平山岩彦君を孰れも議長に於て選定せり

一昨二十九日委員長及理事互選の結果左の如し

衆議院議員選擧法中改正法律案委員會

委員長 小川 平吉君

理事 松田 源治君、中西 六三郎君、津田 毅一君、齋藤 隆夫君、松永 安左衞門君、植原 悅二郎君

○議長(大岡育造君) 會議を開きます、諸問事項があります、第六部選出決算委員西川太治郎君、第三部選出請願委員山田正年君、右常任委員辭任の申出があります、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ之を許可致します、其部の諸君は速に補闕選擧を行ひ、御屆出あらんことを望みます――高橋大藏大臣の發言を望みます。

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 諸君、政府は大正七年度第二號追加豫算案を提出して置きました、中には憲法發布三十年記念祝賀會補助の如きものもございまする、成べく速に御審議あらんことを希望致します、此段御紹介致します。

○高木益太郎君 議長……質問があります。

○議長(大岡育造君) 高木益太郎君。

○高木益太郎君 唯今大藏大臣より、憲法發布三十年記念祝典御擧行に付ての追加豫算案を提出になりました、吾々は憲法政治の爲めに多年盡されたる先輩諸君の御蔭に依つて、國民の權利を大に伸張した る事は喜ぶのでありますが、併し又此座席を占めて居る者から見ると、内に國民に對して大に慚愧に堪へぬやうな點もあるのであります兎に角斯る御大典を御擧行せらるゝに付て、今日の新聞紙を見まする と、或は恩赦の御沙汰がある、或は院の内外を問はず、立憲政體の建設の爲めに盡されたる方々に對して、相當なる御沙汰があると云ふことの記事を見まして、私は頗る歡びの念に堪へぬのであります、就きましては今までの内閣と違ひまして、現内閣は吾吾の同僚の先輩が組織せられた所の、平民内閣であると世間が申します、從來から動もすれば立憲政治に關係する人々に對する待遇が、官吏の後に付くと云ふやうな事柄があるのであります、例へば京都の御大典に臨みましても、副參政官のずつと後に、一政黨の首領が付いて行くと云ふやうな奇異の觀があ りました、英、米、佛の議會を見ると、國民の代表者と云ふ者は、皇室なり大統領なりに直接に近接することが出來る、立法府は獨立して居る、行政府は立法府の命令を受けるものである、立法府は行政府を監督するのである、其監督者が被監督者の後に付くと云ふことは、假令形式の問題にしましても、甚だ面白く思はぬのであります、或は衆議院議員と云ふ者が、古手郡長と同樣の取扱、或は其任用が勅任官と奏任官の間に入ると云ふことは、何たる事であるか、歐米の如何なる國にそんなことがありますか、是は吾々が侮辱せられたのでなく、國民が侮辱せられたのである、それ故に斯う云ふ點に於ては十分に意を用ゐて貰ひたい、吾々の信ずる所に依ると、立法府は獨立して居る、立法府は自治でなければならぬ、憲法の解釋として、憲法起草委員の著書を見ると、院議を實行する議長の上奏權に付ては、何等の制限は無い、院は院で以て自治である、成程其事務の執行は或は賞勳局や何んかにさせても宜しい、憲法起草委員の意見書を見ると、衆議院議長の上奏權と云ふものは、何等の制限は無い、何でも出來る、院内に於て功勞の有る人は、院の決議を以て之を表彰する、又院外に於ても、例へば板垣伯のやうな立憲政治に盡された方には、院の決議を以て之を表彰すると云ふことに付ては、制限を受けることは無いと云ふことを、憲法起草者の說に言ふて居ります、どうぞ從來の惡弊を去つて、三十年の祝典に付ては精神的に立派なことをやつて貰ひたいと思ひます、政府は十分其意を體してやつて貰ひたいと思ひますが、政府の意見はどうであるか、之を伺ひたい。

○議長(大岡育造君) 高橋大藏大臣。

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 唯今高木君の御質問に對しましては、總理大臣が居られますれば總理大臣から御答するのが敬意を表する次第と考へます、併し此度の憲法發布三十年記念祝賀會と云ふのは、兩議院の催しに係るものである、國の祭典とか云ふやうなものとは違ふのであります(「高際に願ひます」と呼ふ者あり)而して此御大典等に當つて、議員の席順などのことに付ての御意見を御述になりましたが、それは政府に於て、一の價ある參考の資料として承つて置きます、是だけ御答致します。

○齋藤珪次君 是より豫算委員會を開きますから、許可を願ひます。

○議長(大岡育造君) 許可致します。

○齋藤珪次君 どうか豫算委員諸君の御參集を願ひます。

○議長(大岡育造君) 日程第一、濃越鐵道速成に關する建議案を議題と致します、提出者西田鋭吉君

第一 濃越鐵道速成に關する建議案(西田

鋭吉君外四名提出）

濃越鐵道速成に關する建議案

濃越鐵道速成に關する建議

目下建設工事中の岐阜太田間鐵道線路より分岐し北美濃の中心市街地たる八幡町及越前國大野町を經て北陸線福井に連絡する本邦横斷線は經濟上及國防上極めて重要なる線路にして北美濃一帶より飛驒越前に亘る林産物及鑛産物は殆と無盡藏と稱せられ加ふるに美濃紙繭蠶絲茶及鮎等の特殊物産あり殊に該地方に於ては多年の歷史を有する有名なる面谷鑛山畑佐鑛山等を始とし最近中央製鐵會社の企業に係る水澤上鐵山等の在るあり之に對して未た交通機關の備はらさるは國家經濟上一日も忍ふ能はさる所なり故に相當の計畫を立て速に之を建設せむことを望む

右建議す

〔西田鋭吉君登壇〕

「拍手起る」

○西田鋭吉君 交通機關の普及發達と云ふことは現內閣の政策中最も重要なるものとして數へられて居るものであります、現に今回の議會にも、相當の計畫を立てゝ御提案になつて居る次第であります、併ながら未だ之を以て十分なりと認むることの出來ないと云ふことは、總理大臣も豫算委員會等に於て、御說明になつて居る通りであると思ふ、現に本員が茲に建議せんとする鐵道の如きも、確に其一つのものであります、本員の建議せんとする鐵道は、目下工事中の岐阜太田間より分岐して、北美濃の中心八幡町と云ふ處を經まして、越前街道に沿うて越前に入つて、北陸線の福井に入つて、北陸線と聯絡すると云ふ線路であります、此鐵道の第一の價値は、日本海沿岸と太平洋沿岸とを聯絡する所の横斷線になるのでありまして、國防上に於ても經濟上に於ても極めて重要なる横斷線であります、殊に此日當りの悪い裏日本の日當りを好くする爲めには、成たけ多くの窓を開けると云ふ必要がある、此の裏日本に對して最近に開けられたる窓は、即ち飛驒を經由する所の鐵道であります、而して此飛驒方面の窓と米原方面の窓との其中央に於て、越前と美濃との間に一つの窓を開けて、裏日本の日當りを好くすると云ふことは、最も今日に於て必要なることであると思ふのであります、而已ならず、此美濃と越前の境及飛驒に渡る所の境に於きましては、鑛産物及林産物が殆ど無盡藏と稱せられて居る處である、現に其方面には、有名なる面谷鑛山、畑佐鑛山と云ふやうな鑛山が經營されつゝあります、又最近に於きましては中央製鐵會社と云ふ製鐵會社が出來まして、大規模を以て製鐵所を設けて居るのであります、現今鐵の自足自給と云ふことは、國策として最も重きを置かれて居る、今日殊に戰爭が終を告げて、鐵の値段が安くなつて、製鐵事業が愈々國家に對する、一つの犠牲を拂はなければならぬ事業となつて來て居る今日に於きましては、此製鐵業者に對する國家としての保護と云ふことは、最も必要なる事であると思ふ是等の意味に於ても、此鐵道は最も速に架けなければならぬ鐵道であると思ふ、以上申述べたやうな理由に依りまして、此方面に鐵道の無いと云ふことは一日も忍ぶべからざる所であるのでありますから、速に相當の計畫を立てゝ、建設に著手されんことを望むのであります、願くは滿場一致御贊成あらんことを希望致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 岩崎勳君。

○岩崎勳君 本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎勳君の動議に御異議ありませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君） 御異議なければ、議長指名九名の委員に付託するに決します、日程第二、教育振興に關する建議案を議題と致します、樋口秀雄君。

第二 教育振興に關する建議案（樋口秀雄君外三名提出）

教育振興に關する建議案

教育振興に關する建議

國運の進展に伴ひ教育制度の改善を圖るへきもの一にして足らす高等教育機關の擴張充實の如き固より必要なりと雖歐洲大亂の後を承け世界的思潮の動搖甚しく延て我か國民思想の上に多大の影響を及ほすへき今の時に於て殊に國民教育の上に最善の努力を致ささるへからす此の目的を達せむか爲には

一 小學校教員俸給費として更に一千萬圓を支出すること

二 中等教員俸給の一部を國庫より補助して其の優遇を期すること

三 中等教員の年功加俸制度を設くること

四 中等教員退職給制度を確立すること

五 郡市區町村立實業學校教員俸給費の一部を國庫より支出すること

六 海外居住者の子弟教育に一層の力を盡すこと

七 大中學校を始め各種の學校を監視督勵するの機關を完全ならしむること

等は現下の狀勢に鑑み最大急要なるものと認む政府は宜く速に之を實行して遺憾なきを期すへし

右建議す

〔樋口秀雄君登壇〕

〔拍手起る〕

○樋口秀雄君 國運の發展と共に、教育機關の諸般の設備の上にも、多大の改善を加へなくてはならぬことは、既に世上識者の議題となつて居る問題であります、現に政府に於かれましても、今回高等教育機關の爲め、多大の經費を投じて大擴張をされるのであります、其御趣意に於ては、吾々甚だ喜んで居る次第であります、併なから此歐洲戰亂の結果、御承知の如く、多數の國民の思想が非常に動搖を致しまして、歐洲の一二强國の如きは、此思想界の變動の爲めに、國の瓦壞に瀕して居るやうな狀態になつて居る、之を考へましても、此世界思潮の變遷と云ふものが、我が國民思想の上に至大の影響を及ぼすことは、些の疑を容れぬと信じて居ります、隨て此歐洲諸國に於ける殷鑑に鑑みましても、比較的國民教育普及の程度に於て劣つて居りました所の露國が——さしも歐洲北方の强を以て任じて居つた其大國が、一朝にして瓦壞致しまして、收拾すべからざる狀態に陷りましたのと、獨逸が大戰の結果敗戰を致しまして、城下の盟以上の恥辱を招いで、隨て國內に大動亂を來したにも拘らず、其社會的秩序の維持と云ふことに付ては、露國に比して遙に堅實なる基礎を持つて居るやうに見える、斯る點を考へましても、我が國民教育、少くも小學教育、並に中等教育と云ふが如き、國民思想の根柢を形造るべき教育に於て、更に一層の努力を致さなくてはならぬと云ふことは、諸君の御認下さる所であらうと信ずるのであります、左すれば此初等並に中等教育の完成を期するが爲めに、如何なる施設が最も必要であるかと申しますれば、一々僂指するに堪へぬことではありまするが、其中私共の見る所を以てしますると云ふと、最も急務の施設を要すると信ずべきものが、六七箇條あるのであります、即ち茲に提出致しました建議案に於て列擧してありまするが、第一は小學校の教員俸給費として、更に一千萬圓の支出をしたいと云ふことであります、御承知の如く先年全院一致の建議案として、小學校の教員費の約半額即ち二千萬圓を、晩かれ早かれ支出をして戴きたいと云ふ建議案も出て居つたのであります、所が昨年に於て其一半、即ち一千萬圓の國庫負擔と云ふものが議決されて、其恩典に今や浴して居る次第ではありまするが、此物價騰貴其他諸般の經濟上の狀況から鑑みましても、此一千萬圓の補助費と云ふものは、未だ以て小學教育の當事者をして、生活の上に安心を得せしめるに足る程度になつたとは信じられない、そこで先日來豫算會議其他に於て、中橋文部大臣から、政府に於ては出來得る事ならば小學校教員費の全部をも負擔したいと思つて、種々畫策する所があると云ふ言明を得まして、甚だ喜んでは居りますが、本年の豫算には、其一部も未だ提出になつて居りませぬ所を見ますると云ふと、現時の財政狀況、或は其全部の負擔は實現は出來ないか知らぬ、或は前途遼遠であるかも知らぬと云うて、之を拋擲すべき問題でありませぬから、先年の建議案の通り、少くとも一千萬圓の支出と云ふことは、急速にして戴きたいと云ふのが第一箇條であります、第二は中學並に之に準ずべき中等教育の待遇であります、曩に中等教員優遇の建議案を提出しまして、全院の御贊同を得て、種々なる精神的の方面に於ては兎に角、優遇の途が開けたのでありますけれども、前に申しましたやうな經濟上の變動其他の狀況から、現時に於ける中等教員は、是亦小學校教員と同樣に、生活上一種の憂惧に襲はれて居る、そこで此中等教員の俸給の一部を、國庫から支出して貰ひたいと云ふが第二條であります、此點に關しましては、同じく中橋文部大臣が、豫算會議の席上、政府に於ても相當考慮する所があられて、或は府縣稅の附加稅と云ふものを緩和して、之に依つて方法を立てらるゝやの言明がありました、其方法に就ては種々なる案もあるに相違ない、併ながら小學校教員の俸給に付きましても諸君の御承知の通り、俸給令に於ては確定して居るものも、地方の經費地方費の負擔が多額の爲めに、

例へば二十圓給與すべきものを、其中三圓は町の爲めに寄附して呉れと云ふやうなことをして、此薄給に甘んぜしむるやうな仕方があつた、斯ろ弊害が全國を通じて各處に在つたのでありますから、同じきやうな弊が、又地方費の附加税增加に依つて、地方に一任することに依つて、或は伴はぬとも限らぬ、勿論吾々の目的は、其優遇の途さへ達すれば宜しいのでありますから、必ずしも其方法には固執しませぬが、今申述べたやうな弊害無からしむる爲めには其一部は國庫の負擔にする、例へば中學校並に之と同等なる教員の中で、其校長の俸給全部を國庫の負擔にすると云ふが如きも一案でありまして、其額は若し此案に依りますれば、約八十萬圓位なものであらうと思ふ現に承る所に依りますれば、本年度に於て文部省では、此經費の中等教育に屬する中で、中學校校長費の國庫支出と云ふ案を提出されたさうでありますが、不幸にして豫算面からは削除されたと承つて居る、其眞僞如何は今問ふ所でありませぬが兎に角斯の如き趣意に於て、中等教員俸給の一部を國庫から支出して戴きたいと云ふのが第二であります、第三は中等教員優遇の他の一法と致しまして、年功加俸の制度を新たに設けたい、此年功加俸制度は、小學校教員に對しては既に設けられて居りますが、中等教員に對しては是が缺けて居りまするから新たに此制度を設けて戴きたいと云ふ趣旨であります、第四に中等教員の退職給制度を確立して貰ひたい、今日まで中等教員に對しまして、所謂退隱料なるものと、一時の退職給與金と云ふ二種があります併ながら其退隱料なるものも、之を小學教員に比しますれば、遙に率が下つて居る、又勤續十五年未滿に於て退職しまする所の教員に對する、一時の退職給與金なるものも、甚だ制度が不完全であつて、現在に於て優秀なる中學教員を長く教育界に留らしむるには、優遇の途が餘程缺けて居ると信ずるのであります、隨て此在來あります所の退隱料の率を高め退職給與金の制度を更に定めて、さうして此優遇の途を講じて戴きたいと云ふのが第四であります、第五は郡市町村立實業學校の教員の俸給費の一部をも國庫の支出にしたい、言ひまするのは、既に實業教育奬勵費なるものがありまして、甲種の實業學校等に就きましては國庫から補助する制度になつて居ります、其の年限も三年を以て一期として居るのでありますが、それ以下の實業教育、即ち夜間の補習教育の如き方法の下に行はれて居りまする所の、實業教員と云ふものゝ俸給は、僅に手當として二圓を給するとか、三圓を給するとか云ふやうな慘めな待遇でありまして、之が爲めに其方面に最も必要であるべき、教育の振興を害することが甚だ多いと信じますから、此郡市區町村立實業學校の教員の俸給費の一部、少くとも其半ばに致しました所が、全經費は百萬圓乃至百二十萬圓に過ぎないのでありますから今の財政の現狀と致して、斯許りの經費を支出しても、此教育振興の爲めに盡して戴きたいと云ふ趣意であります、第六は海外に居ります日本の臣民、海外居留地に於ける居留民、及海外の任地に赴いて居りまする官吏等が最も苦んで居りまするのは、其子弟の教育問題であります、義務教育たる小學教育を受けしめまするのに、或る土地に於ては適當の設備なく、其爲めに遙に兩親の膝下を辭せしめて、他人に托して、本土に於て教育すると云ふ方法を執る外はない、又多數の居留民は、財政上之を許しませぬ者は、不完全なる義務教育を授くるに過ぎないと云ふ狀況でありますから、此點に關して政府は一層の努力を致されて、海外在住者をして、安じて其子弟を教育せしむることが出來るやうに、便宜を圖つて戴きたいと云ふのが第六であります、第七は殊に說明を致すまでもなく、上は大學より下小學に至りまするまでの、各種の教育機關を監視督勵する制度、即ち視學制度と云ふものゝ完成をして、さうして教育振興の實を擧げたい、此事に關しましても、承る所に依れば、本年度の文部省の豫算に計上せられてあつたさうでありますが、財政の御都合上、不幸にして削除されたと承つて居る、甚だ遺憾に存じますから、是も速に實現をして戴きたい、尙ほ此他算へ上げれば多々あるでありませうが、是等の施設は現在最も必要なる國民教育の振興の爲めには、極めて急要のものと信じまするが爲めに、此建議案を提出した次第であります、何卒全院一致を以て御贊成下すつて、政府をして此實現に努めらるゝやうに御協贊を願ひたいと思ひます。

○小久保喜七君　私は本建議案は、事文部省に關した事でありまするが、現內閣は、教育の振興を以て政綱の一と致して居られるやうであります、且つ重大なる事と信じますが故に、總理大臣の御出席を請うて質問を致したいと思ひます、總理大臣の御出席を願ひます。

○議長（大岡育造君）　總理大臣の出席を御求めですか。

○小久保喜七君　左樣です。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　それでは早速其事を通じます——小久保喜七君。

○小久保喜七君　本建議案に付て御伺ひ致しまするが、此中の大體は、教育調査會に於て決議致して居るものゝやうに思ふ、又今日の時勢に於きまして、是等の事は普通一般の內閣と雖も。尙且つ等閑に付することの出來ない事であらうと思ひます、現內閣は教育の振興を以て政綱の一つとして居る內閣であります、是等の點に付きましては、無論相當の御成算があると私は信ずるのであります、若しや相當の御考が無いとするならば、是は怪からぬ事でありまず、之に付きまして總理大臣の御答辯を願ひます。

〔國務大臣原敬君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（原敬君）　教育振興に關する建議案に付ての御質問でありますが、此案は一讀致しました所では、臨時教育會議に於て、決定致した事柄の中を列擧されてあるやうに見えます、臨時教育會議なるものは、內閣總理大臣の監督に屬して居ります、即ち私の監督に屬して居るのでありまして、此監督の下に在る所の教育會議に於て、決定致して申出た箇條で是があります、故に私は此臨時教育會議なるものを極めて重しと致して居ります、是には意見を交換して居ることも多いのであります、故に列擧せられたる箇條は、政府は教育の振興を圖るが爲めに、皆な考慮を費して居る問題であります、自分の監督に屬する所の機關に於て調査を致したのでありますから、無論私は出來るだけ之を參考と致し、唯今考慮中に屬するのであります、大體左樣に御諒承を願ひたいので、臨時教育の決定に皆な在りますので、小學校の教員俸給費として、更に一千萬圓を增すことも、財政が許すならばやりたいものと思うて居ります、それから中等教員俸給の一部を國庫より補助すると云ふことでありますが、是も考慮中でありますす、多少原則論もありますから、直ちに結論も見ませぬけれども、考慮中である、其他皆さう云ふ類であります、中には少し不明なるのもあります、是は前年法律が制定せられて居る、抵觸——抵觸ではない、重複になつて居る所もあります、兎に角私は調査せしめ、且つ考慮中のものであると云ふことを御答致します。

○議長（大岡育造君）　大津淳一郎君。

〔大津淳一郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○大津淳一郎君　唯今議題になつた建議案に付きまして、原總理大臣よりの唯今の御說明は、吾々の滿足する所であります、併ながら此建議案は、悉く教育會議の諮問の結果に依つたるものでないのでありまず、又此建議案提出の理由は、自ら教育會議とは異つて居らうと信じます、併ながら此建議案の趣旨を總て御贊成になつて、政府は近き將來に於て、此建議案の趣旨を御實行爲さるゝと云ふのでありますれば、吾々は誠に滿足の次第であつて、此上無い欣と思ひます、併ながら之を教育會議の決定であると云ふことには參らない、又其趣旨になつて見ますと吾々の之を提出致しましたのは、今日國家が教育に盡すべきものは、國民教育、即ち初等教育と云ふ方に重きを置いて貰はなければならぬ、現在の初等教育は是で普及完全なるものと見たならば、大なる誤である、其內容の改良等に至つては、頗る注意して改良しなければならぬ所がある、又各國は悉く外國の例に倣ふのでありませぬけれども、何れの國に於ても、義務教育は八箇年教育になつて居りますが、我國は直ちに之を八箇年以上の義務教育にしやうと云ふのではありませぬけれども、併ながら段々之に引受ける方向には、今一層餘計教育に力を盡さなければならぬ、且つ吾々の承つて居る所に依れば、臨時教育會議の小學校に對する支出金は、一千萬圓以上と云ふことになつて居りますけれども、其額は決定して居るのでないのであります、吾々は其趣意に於て、希くは國民教育たる、即ち……

〔「議長、あれは何ですか」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　質問であります。

〔「質問になつて居らぬ」と呼ふ者あり〕

○大津淳一郎君　初等教育及中等教育に力を入れて高等教育と相俟つて教育の完全を圖りたいと云ふのであるが、現在に於ては、高等教育機關も必要であ

らうが、初等教育と云ふものに對しては、甚だ未だ不完全を感ずる、殊に中等教育の不完全を感ずると云ふ趣意から起つて居るのであります、併ながら趣意は此通りでありますけれども、吾々の建議案を御採用下さると云ふならば、吾々に於ては此上も無い滿足であるが、唯今總理大臣の御演説は、實行する考で調査して居ると云ふことでありますが、扨此議會に吾々の希望するが如き、此案の豫算等を提出せらるゝ思召であるか否か、と云ふことの今一應御説明を煩したい、唯々調査々々で復た數年を延期せらるゝと云ふのでは、甚だ吾々は心細く存じます、是は前例が有るのであります、從來の文部省は、歷々調査調査に於て五年も七年も――大學令の如きは、十年も延期して居つたと云ふ例も有るのでありますから、唯今總理大臣の御演説は滿足に存じまするが扨當議會の中に於て、小學校に對する、中學校に對する等の、及學校の監視督勵と云ふやうな法案は、豫算の上なり何れかに現れて出るのでありますか、何時御實行になるのであるか、其點を今一應御説明を煩したく存じます(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 内閣總理大臣。

〔國務大臣原敬君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣(原敬君) 唯今の御質問は、最初の御演説と結論の所とは、少し分り兼ねましたが、此建議案に書いてある事柄は、私の監督の下に在る所の臨時教育會議に於て、決定して上申した事柄でありまするから、成べく斯樣なる事の善きものは採つて用ゐたいと云ふ考でありまして、之を考慮して居ると斯樣に申したのであります、まあ露骨に申せば、建議を待つまでもなく、吾々は考へて居る、併し之を調査調査に名を藉りて、實行しないかと云ふことでありまするが、物に依つては直ちに實行の出來ない物のあることは、是は御承知の通りで、併ながら臨時教育會議に於て決定致したものに付ては、既に勅令として發布せられたるもの澤山あるのであります大學令、高等學校令、中學令、小學令、皆な決議に基いて勅令を發布致しました故に、調査々々に名を藉りて、其時を遂つて居るのでないと云ふことは、是でも證據立てられると考へる、併ながら此議會に出すか出さぬかと云ふやうなる問題に付ては、是は十分財政其他を考慮しなければならぬ、さう云ふ御約束は出來ませぬけれども、此調査會の調査は、私は重んじて居ると云ふ事を申したのであります、けれども調査に名を藉りて等閑に付するでないと云ふことは、既に發布せられたる勅令に依つて――勅令を發布したことに付ても、御了解か出來やうと思ふ但し之を何時頃からやるかと云ふことに付ては、是は政府としては迚も明言の出來ない事である、漸を逐うて段々財政其他を顧みて、實行すべきものは漸次實行すると云ふことが當然な事であります(拍手起る)

○岩崎勳君 議長。

○議長(大岡育造君) 岩崎君。

○岩崎勳君 本建議案は唯今總理大臣の言明せらるゝ通り、既に建議を待つまでもなく(笑聲起り「のう〳〵」と呼ぶ者あり)實行されつゝあるものゝみであります、甚しきに至つては、其項目の中には、既に法律になつて居るものもあるのであります、それ故に吾々は此建議は、建議の必要無しと云ふ理由の下に、即時否決せられんことを望みます(拍手起る)

〔「のう〳〵」「黨派心を去るべし」と呼ぶ者あり〕

○早速整爾君 議長。

○議長(大岡育造君) 早速整爾君。

○早速整爾君 重大なる建議案でありますし、之を直ちに此處で決定をせらるゝと云ふことは、甚だ其意を得ないのであります、總て下らぬ建議と思はるゝやうなものでも、從來委員會に於て政府と折衝をする、何所までも其審査を遂げると云ふことが、長い間の議會の慣例である(拍手起り「ひや〳〵」と呼ふ者あり)然るに此重大なる建議案に對して、何を苦んで此議場に於て直ちに即決をしなければならぬと云ふことがありますか(「何も苦んでは居はしない」と呼ふ者あり笑聲起る)是は無論重要なる建議案として、委員會に付託して十分に審査せられて適當なる決定をせらるゝのが當然である(「一審議の必要無し」と呼ふ者あり)私は政友會の諸君に御反省を求める、斯の如き重大なる建議を、唯々總理大臣の答辯――總理大臣の答辯も甚だ曖昧で、考慮中であると言はれる、建議を待つまでもなく實行すると申されない、國民として、此建議案を審査せずに即決すると云ふことは、滿足を表することは出來ないと思ふ、私は議長指名の委員に付託して、審査せられんことを希望致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

〔大津淳一郎君「議長々々」と呼ふ〕

○議長(大岡育造君) 早速君の委員附託の動議が先決問題であります、故に此案を委員附託にするや否やを決します、早速君の委員に附託すべしと云ふ動議に贊成の諸君の起立を求めます。

起立者 少數

○議長(大岡育造君) 少數であります、否決。

〔「多數々々」と呼ふ者あり〕

〔大津淳一郎君「議長委員に附託せぬと云ふことになりましたならば、討論を開くのが當然と存じます(「のう〳〵」と呼ふ者あり)私は之れに對して意見を述べたく存じます」と呼ふ〕

○議長(大岡育造君) 許可します。

〔大津淳一郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○大津淳一郎君 政府は、教育の振興を以て施政の方針と致して居られまするると云ふことは、今日の時勢に方つては、教育の改良進歩を圖ると云ふのは、全く我國の今日急なる事と存じます、併ながら教育の事は、初等から高等に至るまでの間は、自ら其順序を以て進まないではならぬと存ずるのであります高等教育機關の增設と云ふ事を、現内閣が圖つて居られると云ふことは、洵に喜ばしい事であります、現在中學を終つて高等學校に入らうと云ふ生徒幾萬人に對して、入學し得る者が二千人と云ふやうな有樣でありまするから、高等教育機關の必要は、吾々も認めて居ります、さればとて然らば中學其他の中學程度の學校の模樣は如何であるかと云ふに、師範學校を始として、まだ入學者は半分を收容することが出來ないのであります、殆ど三分の一しか收容することが出來ないと云ふのが、現在の狀態であります、教育機關の增設は、高等學校の教育機關――高等教育の機關增設の必要もありますけれども、又割合に中等教育機關の增設と云ふ事も、無碍に顧みないで措くことが出來ないと云ふ狀態になつて居ります、而して今日教育の中最も必要なりとするものは初等教育の即ち、國家の基礎となる國民の基礎となるべき教育と云ふことに、力を盡すのが最も必要なのであります、是は外國の例を濫りに引くではありませぬけれども、昨年八月に初等教育に對し、英吉利の發布したる法律に依つて見ても、初等教育に力を盡すと云ふことが、是は世界の今日の大勢になつて居る、時局の影響は即ち此に至つたのであります然るに我國の中等教育、初等教育に對しては、市町村若くは府縣に一任して、教育は自治體に一任して而して顧みずと云ふやうな、殆ど似寄つた態度に居らるゝ日本の教育の遣方であります、而して府縣及町村が、何程此中等教育、初等教育に費用を費して居るかと云へば、大正五年の調で殆ど七千萬圓、今日は一億圓の金を費して居ります、府縣町村には一億の金を費して居つて、而して國家は此國民の基礎たるべき初等教育に對しては、如何なる奬勵を爲して居るかと云ふと、國費は漸く昨年度に於て、一千萬圓の金を支出しただけの話であります、それから此高等教育機關なるものは、如何にしても是は富豪貴族の學校であります、今我國の直接國税百圓以上を納める人間は何程あるかと云ふと、是は百萬人に足りませぬ、七十七萬人位の算當しか吾々が見ては立たないのであります、直接國税十圓以上を納める即ち衆議院議員の選擧權を有して居る此國民は何程あるかと云ふと、是も殘らず一家五人に計算して行つて見た所が、六百萬人であります――七百萬人足らずであります、而して我國の國民は五千萬人、然らば十圓以上の税金を納める事の出來ない、それ以下に居る者が四千三百萬人、而して十圓以上の直接國税を納めて居る者が六百萬人、七百萬人と云ふ程度に在るのであります、直接國税十圓以上を納めることが出來ないで、如何にして此高等教育機關の恩惠に與ることが出來ませうか、一人高等學校及大學までの學生を養ふと云ふのには、必ず一箇年六七百圓の金は要るのであります、之を六箇年繼續すると四五千圓の金が要るのである、四五千圓の金を學生生活に與へると云ふ國民は、如何にしても直接國税十圓以上を納める者の子弟でなければ出來ませぬ十圓以上の者でも出來ませぬ、百圓以上のものを納める子弟でなければ、出來ないと見なければならぬ、然らば高等教育機關なるものは、富豪、貴族、全く國民六百萬人中の教育機關で、而して四千三百萬人と云ふ國民の教育機關ではないのであります、此教育機關たるべき初等教育中等教育に向つては、

全く一億圓の支出を町村及府縣の負擔に放任して、國家は之を顧みずと云ふのではありませぬけれども漸く昨年度に於て一千萬圓の支出をした、唯々一千萬圓の支出が、如何なる効果を實際に現して居つたかと云ふと、社會物價の變遷、總ての變遷から見ましたならば、更に此一千萬圓の支出は効力を現して居らぬと云ふのが現在の狀態であります、如何にしても高等教育機關の增設を必要なりとして、之を完成すると云ふ場合に當つては、即ち中產階級、下產階級の四千萬以上の國民に對する教育の機關に對して、國家が今少し力を盡さぬではならぬ、即ち是は國民基礎教育であつて、國家の土臺であると云ふことを考へないぢやならぬ（拍手起る）故に政府の高等教育機關の增設するまでに御奮發を下さつて、之を政綱の一とせられたことは、吾々は大に歡迎を致しまする、然らば同時に中產階級、下產階級の子弟の學ぶべき初等教育中等教育に向つては、速に法を立て、國民齊しく教育の恩惠に依らしむると云ふことは、施政者の最も努むべき事であり、今日の最も急務であると吾々は信ずるものであります（拍手起る）況や諸外國の狀態を見ても、決して日本のやうな狀態の處はありませぬ、佛蘭西は初等教育に半額以上の經費を國庫が負擔して居る、又英吉利も三分の一以上を國庫が負擔をして居る、又昨年八月發布したのは、八箇年義務教育を尙ほ延して、實業補習教育までも、義務教育の中に入れやうと云ふやうな狀態になつて居ります、然るに我國は僅に六歲から十二歲までの義務教育をやらして、是で國民が完全に出來上つたと云ふことは、寔に遺憾な次第であります、如何にしても是は義務教育の年限も、直ちに延長しろと云ふのではありませぬけれども、今少し初等教育に向つて國家が力を注いで、近き將來に於て、八箇年の世界同一なる義務教育の延長と云ふことは、時勢の促す所、斯くしなければ、決して立派なる國民の教育と云ふことが出來ないと云ふことは是は當然な話だ、さう云ふ狀態になつて居るのに、唯今總理大臣の御說明は、誠に恭く拜聽は致しますけれども、何時爲さるのであるか、是は取調べて何時やると云ふことは出來ないと、斯う仰しやる、高等教育機關の擴張よりも、寧ろ此初等教育中等教育の機關を擴張し、及其內容を改良し、之に向つて國家が多數國民の教育に向つて國庫の負擔を今少し增大して行くと云ふことは、貧富階級の反目嫉視を防ぐ上に於ても、最も急なるものと謂はなければなりませぬ（拍手起る）斯樣な狀態より、政府の高等教育機關の增設を贊成し、之を有効ならしめ、國民に於ても之に滿足の意を表するには、如何にしても同時に初等教育中等教育に向つて、國庫が今少し奮發をしなければ、決して國家の教育を、完全に不公平なく實行したものとは申すことが出來ないと云ふのが、此案の成立ちであつて、其一箇條々々の細目に至つては、是は實は委員會等に於て、私共は細かに調査したものを以て、政府及其他の委員諸君と御協議の上、適當なる方法を立てゝ、現內閣の教育改良進步の御政策を御援け申したいと云ふ、衷心より出で居る此案なることを能く御諒承下されんことを吾々は希望するのであります。

〔拍手起る〕

○樋口秀雄君　議長々々……

○議長（大岡育造君）　樋口秀雄君より、議事進行に付て發言を求められました、實は反對者の通告として、小久保喜七君よりして通告がありますが、議事進行に關する事に付てでありますから、此場合に許します。

○樋口秀雄君　簡單ですから席上から申します。

○議長（大岡育造君）　簡單に其席から御說明を、宜しうございます。

○樋口秀雄君　唯今岩崎君が御動議を提出されました中にも、此吾々の提出しました教育振興に關する建議案の七箇條中、法律になつて居るものもあると云ふ一言があつた、又原總理大臣の御答辯の中にも既に法律となつて居るものと、重複するやうなものがあると云ふ御話であつた、私は此問題に付ては、今說明中に申上げてあるのでありまするが、果してさう云ふ御意見ならば、どの點が法律になつて居るかを伺ひませぬと……（「質問か」「議事進行ではない」と呼ふ者あり）私並に贊成者が贊成の趣旨を述べる上に於て、甚だ不都合である、其點を伺ひたい（「議事進行でない」と呼ふ者あり）是が明かでなければ討論が出來ませぬ。

○議長（大岡育造君）　小久保喜七君の登壇を促します（拍手起る）唯今樋口君の發言は、議事進行に關するものとは認めませぬ（「ひや／＼」「のう／＼」「答辯が出來ないのだ」と呼ふ者あり）

〔小久保喜七君登壇〕

〔拍手起る〕

○小久保喜七君　私は岩崎君の御發議に贊成を致す者であります、唯今大津君が熱心に御演說がありましたが、大津君の縷々の御演說は、岩崎君の發議に反對を致す理由にはなるまいと思ひます、岩崎君の發議と云ふものは、政府が既にやると云ふ以上は、建議の必要は無いではないかと云ふのであります、而して政府は實行の方針を以て、考慮中であると云ふ以上は、何も大津君が彼の樣に長い御演說を爲さる必要はあるまいと私は考へますから、大津君の御演說に付ては見當違であると云ふことを私は認めて居るから、別に反駁等は致しませぬ、（「ひや／＼」「のう／＼」）直ちに私は岩崎君に贊成の理由を申述べる積りでありますが、凡そ物を屢々すれば輕んぜらる、此建議權の如きも、之を度々輕く用ゐれば、其効力が薄くなると思ひます、若し時勢の要求がある場合に政府が氣が付かないとか、或は政府が反對であると云ふ如き際には、即ち此建議權を用ゐると云ふことは必要でありますが、政府が既にやると云ふことが明かになつて（「考慮中だ」と呼ふ者あり）居るものを、之に向つて、建議案を提出すると云ふことは、必要は無いと思ふのであります、そこで此建議案を段々拜見致しまするに……

〔此時發言する者多く議場騷然〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○小久保喜七君　段々拜見するに、教育調査會に於て決議された事項が大いのであります、而して此の決議した事項に付きましては總理大臣が先刻諸君に申上げる通り、既に實施し得られるものは實行したと云ふのであります、故に政府は之を實行する方針を以て考慮すると云ふ以上は、是は十分に吾々は安心が出來るのであります、諸君、況や提出者の大津君の御說と樋口君の御說とは、矛盾して居る、此建議案を見ますれば、何時でも宜しいと云ふ意味であるのに、大津君の說明に依れば、何故今年の中にやらぬかと云ふに至つて、實に私は驚くのであります（拍手）同じ提出者に於て、說明の理由の違ふと云ふことを私は驚くのであります、私共は此政府を信じます、此政府は教育振興を方針とする政府にして總理大臣は實行の方針を以て考慮中であるとすれば建議の必要なしと私は存ずるのである、諸君、凡そ政治家は德義を知らなければならぬ、內々在野黨が反對黨の政府へ探りを入れて、其中一番都合の宜しいであらうと思ふ——國民の好みさうな問題を實行すると云ふことを探り得ると、直ちに之を建議案として提出し、自分の建議に依つて政府がやつたなどと言つて（「のう／＼」「ひや／＼」其他發言する者多し）黨勢擴張の具に供する卑劣に至つては驚くの外はない、此重要なる問題を黨派の犧牲に供するとは何事であるか、政府が此決心を以てすると言ふ以上には、十分吾々は政府を信任して、政府に實行せしむると云ふ方針を執るのが、是が當然であつて建議權の濫用と云ふものは、建議權の効力を低からしむる問題と私共は信じまする、政治家の德義に疑のある本案の如きは、御止めになつて御撤回になつたら宜からうと云ふことを勸告致します、それを聽かないなれば否決するの外はない。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　討論終結の動議を提出します（「贊成」「反對」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　總理大臣から發言の通告がありますから、此場合之を許して、岩崎君の動議はあとから決を採ります、總理大臣。

〔國務大臣原敬君登壇〕

○國務大臣（原敬君）　大津君の御演說も承りましたが、甚だ異樣に感じまする御言葉があるのでありまず、高等教育は富豪教育のやうな觀があると云ふ御演說である、是は御間違でありませう。

〔此時發言する者多く議場騷然〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○國務大臣（原敬君）　教育に從事する所謂教員に對すること、之を學ぶ所の學生に對すること、二樣の別あることは御承知の通りである、此建議案は教員の俸給、中等教員の年功加俸、中等教員の退職給、皆な教員の事が書いてある（「教員の改善は適當て教育の改善になるのだ」「默れ／＼」其他發言する者多し）教員に多くの支給をすると云ふことは、決して惡るい事ではない、教員も多く金を遣つて俸給を裕かにすることは、更に差支ない事である、財政の許す限りに於ては、原則として何人も異論のない事である、併し教員に俸給を多く支給すれば、多くの生徒が學び得ると云ふ次第ではない、故に高等教育機關を擴張する必要は、小學校には小學校に入

る場所が無くて困難して居る、生徒は先づ見當らぬ程少ないのです、中學校にも入り得らる丶、是れ以上の高等教育機關になると入り得られぬから、此生徒が入り得らる丶機關を擴張すると云ふことが、此度の高等教育機關の擴張である……

〔發言する者多く議場騷然〕

○議長（大岡育造君）　甚しい、屢々議長は注意を…

〔「言論は自由なり」「默れ〳〵」發言する者多し〕

○國務大臣（原敬君）　さう云ふ譯で、一國の學問の進歩、教育の發達と云ふことに付ては、初等教育許りを注意致す譯には行かぬ者です、高等教育を進めて、而して一國の文教が擧つて來るのであるから此點に付ては、申すまでもなく御了解にならなければならぬ、決して高等教育は、富豪教育なりと云ふやうな途方もない說は世界中に無い（拍手）それから此處に書いてある者は臨時教育會議で決議した數多の箇條の中の一部を擧げて來て居るのである全部では無論ない、而して臨時教育會議の決議の中には、既に實行したものも澤山あるのです（「何がある」と呼ふ者あり）大學令、高等學校令……〔此時發言する多者く議場騷然〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に。

○國務大臣（原敬君）　話を御聽になつたから宜からう（「聽きたくない」と呼ふ者あり）聽きたくない、聽いて御困りならば言はなくても宜しいけれども、さうでない、靜に御聽なすつたら宜からう、高等教育會議の決議と云ふものは、澤山ある、是許りではない、其中から之を擧げて來たのであります、併し私の趣意は……（「間違つて居る」「默れ〳〵」發言する者多し）聽いて見てから反對するなら反對でも宜しいが、何も其樣に慌てなくても宜しい、是は高等教育會議の決議を尊重して、政府は之を實行しつ丶あるのである、其證據には既に數多の勅令を以て發布したものがある、故に斯樣な箇條に付ては、政府が考慮を費して居る、考慮と實行とは別々であるが併ながら政府は之を實行せんと欲して、考慮して居ると云ふことを說明致したのであります、それが分らないと云ふのである、それから何時から實行するかと云ふ御尋でありますが、此建議が此通り成立つても、何れの日より實行すると云ふことは何も書いてない、それから先は政府が十分に考へて、それぞれ實行して吳れいと云ふ建議である、（「三百代言」「說明になりませぬ」と呼ふ者あり）それであるから、政府は臨時教育會議の決議を實行せんが爲に、著々考慮を費して、其實行すべきものは實行して居る、是は固より財政の如何にも顧みなければならぬ時を追うて漸次實行するものであると、斯樣に說明したのである、明瞭なる事である。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　岩崎勳君より、對論終結の動議が出て居ります。

〔「通告がある」「議長橫暴」「質問がある」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　靜肅にし給へ、宣言を聽き給へ、岩崎勳君より討論終結の動議が出て居ります、討論終結の動議に贊成の諸君の起立を求めます。

起立者　多數

○議長（大岡育造君）　多數、多數に依つて討論を終結致しました。

〔「異議あり異議あり」「少數々々」と呼ふ者あり議場騷然〕

○議長（大岡育造君）　異議があるならば――異議があるならば先づ反對者の起立を求めます。

〔「何の必要がある」「起立に問ふ必要はない」と呼ふ者あり議場騷然〕

○議長（大岡育造君）　討論終結に反對の諸君の起立を求めます。

〔「起立に問ふ必要はない」「異議あり異議あり」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議があるならば、便宜の爲めに兩方を見ます、先例のある事であります、兩方を立たして見れば分ります、異議ある諸君の起立を求めます。

起立者　少數

○議長（大岡育造君）　少數であります。

〔「異議あり異議あり」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　討論終結に反對の諸君の起立を望みます。

起立者　少數

○議長（大岡育造君）　少數であります。

〔「多數々々」「異議あり異議あり」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　尙ほ異議があるならば……

〔「異議あり異議あり」「記名投票」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　靜かにおしなさい、尙は異議があるならば記名投票を以てします――是より記名投票を願ひます――贊成の諸君は白票、反對の諸君は靑票、無論討論終結に贊成と反對を採るのであります――もう一度申します、討論終結に贊成の諸君は白票、反對の諸君は靑票――閉鎖を命じます。

〔原田書記官氏名を點呼す〕

○議長（大岡育造君）　投票漏はありませぬか――投票漏はなしと認めます――閉鎖――開匣を命じます投票の結果を書記官長より報告致します。

〔寺田書記官長朗讀〕

投票總數　二百四十六

可とするもの　百七十五

否とするもの　七十一

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　討論は終結せられました。

討論終結を可とする議員の氏名左の如し

磯部尙君　今井今助君
岩崎勳君　井上敬之助君
岩崎總十郎君　石射文五郎君
伊東重君　池田龜治君
井上角五郎君　一宮房治郎君
井島義雄君　鳩山一郎君
生原忠右衞門君　八田宗吉君
原敬君　原田佐之治君
原田十衞君　荻亮君
林爲良君　西村正則君
西村種禮君　堀切善兵衞君
戶狩權之助君　戶水寬人君
陣軍吉君　長田桃藏君
小山田信藏君　尾見濱五郎君
小川平吉君　小田切磐太郎君
大石五郎君　奧田龜造君
小川藏次郎君　岡崎邦輔君
奧田榮之進君　若尾幾造君
渡邊陳平君　渡邊祐策君
粕谷義三君　神川長久君
橫田千之助君　米田穰君
吉原正隆君　田邊熊一君
高橋光威君　高島順作君
瀧正雄君　高岡唯一郎君
高橋本吉君　高見之通君
竹內明太郎君　坪田十郎君
土屋淸三郎君　頭本元貞君
根本正君　中倉萬次郎君
鳴海文四郎君　中橋德五郎君
成田榮信君　中野寅次郎君
南里琢一君　長峰與一君
武藤金吉君　漆昌巖君
鵜澤總明君　上野松次郎君
上埜安太郎君　則元由庸君
野村治三郎君　野田卯太郎君
工藤善助君　工藤吉次君
工藤卓爾君　熊谷直太君
熊谷五右衞門君　藏內次郎作君
山本悌二郎君　八木逸郎君
柳原九兵衞君　山內範造君
山口恒太郎君　前田米藏君
牧山耕藏君　丸山豐治郎君
丸山嵯峨一郎君　松田源治君
氣賀勘重君　福本寅松君
福井三郎君　藤野正年君
小久保喜七君　小林源藏君
兒玉亮太郎君　兒玉好熊君
遠藤良吉君　江藤哲藏君
寺田省歸君　赤尾彥作君
秋山金也君　天春文衞君
穴水要七君　阿部武智雄君
赤間嘉之吉君　東武君
指田義雄君　齋藤安雄君
齋藤壽雄君　佐々木文一君
澤來太郎君　齋藤紀一君
榊田淸兵衞君　木村政次郎君
宮本逸三君　三輪市太郎君
三土忠造君　淸水市太郎君
島田俊雄君　廣岡宇一郎君
西田銳吉君　廣瀨鎭之君
百瀨淸治君　望月圭介君
毛里保太郎君　森田正路君
元田肇君　關矢儀八郎君
淸崟太郎君　鈴木錠藏君
菅野傳右衞門君　隅田豐吉君

望月小太郎君　濱田國松君
堀川美哉君　土井權大君
大口喜六君　渡邊昭君
髙松正道君　牧野鐵九郎君
前川虎造君　藤井善助君
白河次郎君　尾崎元次郎君
大林森次郎君　尾崎敬義君
大藪房次郎君　若尾璋八君
金杉英五郎君　金澤仁作君
河野徹志君　河崎助太郎君
我如古樂一郎君　津田毅一君
中村靜興君　上田彌兵衛君
松井文太郎君　松浦與三郎君
越山太刀三郎君　佐々木平太郎君
北田豐三郎君　平田健太郎君
石原正太郎君　飯田精一君
林平四郎君　小川郷太郎君
津末良介君　中川隣之輔君
山根正次君　松田三德君
古川清君　兒玉右二君
秋田寅之介君　秋田清君
坂本金彌君　木下謙次郎君
關原彌里君

同上否とする議員の氏名左の如し

井原百介君　井島茂作君
磯貝浩君　井戸文四郎君
井原喜代太郎君　岩佐善太郎君
橋本喜造君　牛谷清壽君
早速整爾君　本田恒之君
本間三郎君　戸井嘉作君
大津淳一郎君　岡部次郎君
奥田柳藏君　亘理胤正君
片岡直温君　川崎安之助君
唐端清太郎君　加藤政之助君
河野正義君　川村惇君
加藤定吉君　河波荒次郎君
横山勝太郎君　頼母木桂吉君
田中萬逸君　髙田耘平君
田中善立君　武富時敏君
添田飛雄太郎君　長島律太郎君
長尾元太郎君　紫安新九郎君
鵜澤宇八君　上村耕作君
黑須龍太郎君　山田珠一君
正木照藏君　松岡勝太郎君
町田忠治君　古屋慶隆君
降旗元太郎君　小泉又次郎君
小寺謙吉君　小林嘉平治君
小山松壽君　小西和君
小池仁郎君　淺野順平君
荒川五郎君　齋藤隆夫君
坂口仁一郎君　齋藤宇一郎君
櫻井兵五郎君　佐々木正藏君
菊池良一君　行德健男君
三木武吉君　下岡忠治君
日比野寛君　樋口秀雄君
平島松尾君　平山岩彥君
森田茂君　森秀次君
關和知君　鈴置倉次郎君
杉山東太郎君　鈴木富士彌君
今井嘉幸君

○議長（大岡育造君）　是より問題の決を採ります、討論終結になりました、此建議に贊成の諸君の起立を求めます。

起立者　少數

○議長（大岡育造君）　少數であります、仍て……

〔「多數」「少數」「異議あり異議あり」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　如何ですか、百も相違があります―百も相違がありますが尙ほ異議がありますか

〔「異議あり異議あり」「少數黨横暴」「記名投票にするが宜い」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　更に諸君の御反省を求めます百以上の相違があるやうな場合に、徒らに異議を稱へらるゝことは好ましくないのであります。

〔「異議あり異議あり」「記名投票」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　已むを得ませぬ、規則に從つて、異議がありますから、再び記名投票を用ゐます

〔拍手起る〕

〔「若し此類を避けるならば横暴を止むべし」「多數が横暴すれば少數も横暴するのは當然です」「默れ」「少數黨亂暴」「横暴とは何んだ」と呼ふ者あり、其他發言する者多し〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

〔「何が横暴だ」「我儘をするな」「規則を實行するのだ」と呼ふ者あり、其他發言する者多し〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます――宣告致します、是より記名投票を行ひます、此建議案に贊成の諸君は白票、反對の諸君は青票――閉鎖――氏名點呼。

〔田口書記官氏名を點呼す〕

○議長（大岡育造君）　投票漏はありませぬか――投票漏はなしと認めます――閉鎖――開匣を命じます――投票の結果を書記官長より報告致します。

〔寺田書記官長朗讀〕

投票總數二百三十二
可とするもの　六十六
否とするもの　百六十七

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　今の結果に依り、建議案は否決になりました。

〔此時「議長々々」と連呼し議場騷然〕

本案を可とする議員の氏名左の如し

井原百介君　井島茂作君
磯貝浩君　井戸文四郎君
井原喜代太郎君　岩佐善太郎君
牛谷清壽君　早速整爾君
本田恒之君　本間三郎君
戸井嘉作君　大津淳一郎君
岡部次郎君　奥田柳藏君
亘理胤正君　片岡直温君
川崎安之助君　唐端清太郎君
加藤政之助君　河野正義君
河波荒次郎君　横山勝太郎君
田中萬逸君　髙田耘平君
田中善立君　武富時敏君
添田飛雄太郎君　長島律太郎君
長尾元太郎君　紫安新九郎君
鵜澤宇八君　上村宇八君
山田珠一君　正木照藏君
松岡勝太郎君　町田忠治君
古屋慶隆君　降旗元太郎君
小泉又次郎君　小寺謙吉君
小林嘉平治君　小山松壽君
小西和君　小池仁郎君
淺野順平君　齋藤隆夫君
坂口仁一郎君　齋藤宇一郎君
櫻井兵五郎君　佐々木正藏君
菊池良一君　行德健男君
三木武吉君　下岡忠治君
樋口秀雄君　平島松尾君
平山岩彥君　森田茂君
森秀次君　望月小太郎君
關和知君　鈴置倉次郎君
杉山東太郎君　鈴木富士彌君
今井嘉幸君　尾崎元次郎君

同上否とする議員の氏名左の如し

磯部尚君　今井今助君
岩崎勳君　井上敬之助君
岩崎總十郎君　石射文五郎君
伊東重君　池田龜治君
井上角五郎君　一宮房治郎君
井島義雄君　生原忠右衛門君
八田宗吉君　原敬君
原田佐之治君　原田十衛君
萩亮君　林爲良君
西村正則君　西村種禮君
堀切善兵衛君　戸狩權之助君
戸水寬人君　陣軍吉君
長田桃藏君　小山田信藏君
尾見濱五郎君　小川平吉君
小田切磐太郎君　大石五郎君
奥田龜造君　小川藏次郎君
岡崎邦輔君　奥田榮之進君
若尾幾造君　渡邊陳平君
渡邊祐策君　粕谷義三君
神川長久君　横田千之助君
米田穰君　吉原正隆君
田邊熊一君　髙橋光威君
髙島順作君　瀧正雄君
髙岡唯一郎君　髙橋本吉君
髙見之通君　坪田十郎君
土屋清三郎君　頭本元貞君
根本正君　中倉萬次郎君
鳴海文四郎君　中橋德五郎君
成田榮信君　中野寅次郎君
南里琢一君　長峰與一君

武藤金吉君　漆昌巖君
鵜澤總明君　上野松次郎君
上埜安太郎君　則元由庸君
野村治三郎君　野田卯太郎君
工藤善助君　工藤吉次君
工藤卓爾君　熊谷直太君
熊谷五右衞門君　山本悌二郎君
八木逸郎君　柳原九兵衞君
山內範造君　山口恒太郎君
前田米藏君　牧山耕藏君
丸山豐治郎君　丸山嵯峨一郎君
松田源治君　氣賀勘重君
福本實松君　福井三郎君
藤野正年君　小久保喜七君
小林源藏君　兒玉亮太郎君
兒玉好熊君　遠藤良吉君
江藤哲藏君　寺田省歸君
赤尾彥作君　秋山金也君
天春文衞君　穴水要七君
阿部武智雄君　赤間嘉之吉君
東武君　指田義雄君
齋藤安雄君　齋藤諄雄君
佐々木文一君　澤來太郎君
齋藤紀一君　柳田淸兵衞君
木村政次郎君　宮本逸三君
三輪市太郎君　三土忠造君
淸水市太郎君　島田俊雄君
廣岡宇一郎君　四田銈吉君
廣瀨鎭之君　百瀨淸治君
望月圭介君　毛里保太郎君
森田正路君　元田肇君
關矢儀八郎君　淸崟太郎君
鈴木錠藏君　菅野傳右衞門君
隅田豐吉君　濱田國松君
堀川美哉君　土井權大君
大口喜六君　渡邊昭君
高松正道君　牧野鑛九郎君
前川虎造君　藤井善助君
白河次郎君　大林森次郎君
尾崎敬義君　大藪房次郎君
若尾璋八君　金杉英五郎君
金澤仁作君　河野徹志君
河崎助太郎君　我如古樂一郎君
中村靜興君　上田彌兵衞君
松井文太郎君　松浦與三郎君
越山太刀三郎君　佐々木平次郎君
平田健太郎君　石原正太郎君
飯田精一君　林平四郎君
小川鄕太郎君　津末良介君
中川隣之輔君　山根正次君
松田三德君　古川淸君
兒玉右二君　秋田寅之介君
秋田淸君　木下謙次郎君
關原彌里君

○三木武吉君　議事の進行に付て發言があります。

○議長（大岡育造君）　議事の進行に付てでありますか。

○三木武吉君　左樣です。

○議長（大岡育造君）　登壇を許します。

〔三木武吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○三木武吉君　既に我黨より提出致しましたる教育作振に關する建議案は、多數を以て否決せられました、吾々國民教育の上に於て、非常に（「議事の進行に何の關係がある」と呼ふ者あり）痛苦を感ずるのであります（「默れ〳〵」と呼ふ者あり）元來現內閣――原內閣は世人之を稱して政黨內閣と稱して居るのであります（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）政友會及現在の閣僚諸君も、亦自ら立憲內閣として天下に呼號して居るのであります、（「それが議事の進行か」と呼ふ者あり議場騷然）所謂立憲內閣、所謂政黨內閣の眞髓は、國民の輿論を尊重し、國民の聲を十分に徹底的に此議場に現はすことが、其眞諦であると謂はなければならぬ（拍手起り「默れ〳〵」「眞諦を現はして居るではないか」議場騷然）吾吾は國民の眞の希望を提げて、此議會に問ふたのであります、（「感違ひをするな」と呼ふ者あり）然るに――然るにです、現內閣の人々、並に其與黨は考慮中なりと云ふ言葉を藉りて、遂に本案を否決し去つたと云ふこと、返す〳〵も遺憾でありますが、（「何だそれは仕樣がないではないか」と呼ふ者あり）遺憾でありますが、諸君、自身自ら省みて又恥づる所があらうと思ひます（「何を言ふ」「自分が恥づるだらう」「何處に關係がある」「議長何故注意をせぬか」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　注意を致します。

○三木武吉君　此重大なる案を、前例で多く見ざる態度を以て（「のう〳〵」議場騷然）即決否決を爲したりと云ふことは、多數國民の頗る遺憾とする所であらうと思ふ（拍手起る「のう〳〵」と呼ふ者あり）啻に――啻にです、即決否決を爲したるのみならず（「泣言を言ふな」と呼ふ者あり）僅に提案者と賛成者一人の演說のみを許して、多數を以て其他の言論を抑壓すると云ふことは、果して諸君が平素主張する、立憲內閣或は政黨內閣と云ふ面目に對して恥づるなきやと云ふことを、吾々は怪しむのである（拍手起る）吾々は諸君に對して、斯の如き亡狀斯の如き橫暴を逞うする、與黨諸君に警告を致したいと思ひます（拍手起り「何が橫暴だ」と呼ふ者あり議場騷然）終りに臨んで私が議事の進行に關する問題に付てです、問題に付て一言致したきは（「何を言ふて居る」「議長々々」と連呼する者あり議場騷然）吾々議員はですよ、吾々議員は、苟も院內に出入する場合に於ては、法規規則の命ずる所に依つて、議員の徽章を佩用しなければならぬ（「何を言つて居る」と呼ふ者あり）之に對しては何人も異議はございますまい、吾々が師表と仰ぎ、吾々の代表者として尊敬敬意を拂へる大岡議長は、御身分柄にも似合はず、議員の徽章を御佩用なさらぬのは、私共議場の面目に關すると思ひます（拍手起る）將來を戒むる爲めに、今日は御許しを致しますが、以後は御注意を願ひます。

〔拍手起る〕

〔「規程に依り退場を命ずべし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　唯今の三木君の議事進行に關する發議は、議事に關して何等の關係がないと認めます、（「ひや〳〵」「關係があります」と呼ひ拍手起る）別に又議長に對して、徽章を用ゐざることを以て云々せられましたが、是は（「議事進行に關する重要案件であります」「默つて居れ」と呼ふ者あり）御聽きなさい、議員と議員に非ざる者とを、取締上見別ける爲めの徽章であります、本院の守衞は、議長を見誤まる程の者はありませぬ（拍手起る）日程第三、食糧政策及小作農保護に關する建議案、（「議長々々」と呼ふ者あり）――土井權大君。

第三　食糧政策及小作農保護に關する建議案（土井權大君外一名提出）

食糧政策及小作農保護に關する建議

一　政府に於て食糧政策として米麥收穫後に於ける減損防止の方法を講すへし

二　更に米麥收穫後に於ける減損防止奬勵及小作農轉業防止の爲小作農保護の方法を講すへし

右建議す

〔土井權大君登壇〕

〔「議長橫暴」「そんな亂暴な事はありませぬ七十一頁を能く御覽なさい」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　靜かに。

〔「議長自ら規則違反を爲して如何にして議場を取締るか」「先例を無視して居るではないか」「議長氣を付けなさい、以後御注意を願ひます」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○土井權大君　極めて簡單に提出の理由を說明致します、諸君御存じの通り、食糧問題は今や我國の朝野を通じて、緊要なる一大問題と相成つたのでございます、而して此問題を解決すべく種々なる議論もあります、又政府に於ても色々と畫策されて居りますが、要する所積極的政策としては、外米輸入並に內地米の生產增加を圖ることでございます、又消極政策として、米麥の節約、代用食品の獎勵、斯の如く承つて居りますが、是等の政策は最も時の宜しきに應じたる適當なる政策と存じます、併ながら本員等の調査致します所に依ると、遺憾ながら二つのものが忘却されて居るのであります、其一は米麥收穫後に於ける品痛升減を如何に豫防するか、即ち減損防止の政策が忘却されて居ります、それが爲めに、食糧政策の上に於て、莫大なる損失を來しつつあります、第二は農業勞働の原動力とも申すべき小作農を如何にして擁護するか、如何にして保護するかと云ふ政策が忘却されて居ります、それが爲めに近時各種の工業の勃興に伴ひ、小作農の子弟は農業勞働を拋ちまして、工業勞働に趣くと云ふが如き傾向を將に生ぜんと致して居ります、是等重要なる二つの問題が、此食糧問題の囂しい時に當つて、攻究の無いと云ふ事は甚だ遺憾に堪へぬ次第でございます、諸君御存じの通り、我國に於ける米麥生產增加の制度と致しましては、耕地整理法、害蟲驅除豫防法、肥

料取締法、米麥品種改良規則、又本日政府からは、開墾助成法案なるものが提出されました、斯の如く生産增加と云ふことには、色々の制度がありますが米麥生産後に於ける所の制度に至りましては、國家として、何等の制度を設けて居らぬのであります、又何等の施設も無いのであります、由來米麥收穫後の制度は、御存じの通り第一米麥の乾燥其宜しきを得なければなりませぬ、第二は調製其宜しきを得なければなりませぬ、第三は荷造其宜しきを得なければなりませぬ、進んでは保管並に輸送に關し、雨漏であるとか、濕氣であるとか云ふ事の注意を致しまして、飽まで米麥の減損を防止する所の方法を考へなければならぬのでございます、若し是等の注意を致しましたならば、變質であるとか、或は腐敗、蟲害、脱漏に原因致します所の品痛であるとか、升減と云ふ事は無いのであります、然るにそれ等に付て何等の考を御持ちになつて居りませぬ、何等の制度もありませぬ、若し強て我國に斯の如き制度ありとするならば、農業倉庫業法の施行でありませう、若くは一道二府三十六縣に亘つて、府縣令若くは同業組合の運用に依つて設けられてある所の、穀物檢査法でありませう、併ながら之を實際に徴しましたならば、恐く缺點があるとは申しませぬが、概ね總ての多くは缺點並に弊害が伴ひまして、何等其米麥の收穫以後に於ける減損防止の目的を達して居らぬのであります、其一二の例を擧げますならば、農業倉庫は御存じの通り、其の普及は十年を待たなければ完全に普及は出來ないと云ふ事になつて居ります、其農業倉庫の目的中に、或は調製、或は荷造、或は保存と云ふ事の奬勵も出來て居りますが、併ながら米麥の減損を防止する根本手段である所の、乾燥其宜しきを得ると云ふ點に於ては、何等の奬勵方法が農業倉庫の中にはありませぬのであります、それが爲めに假令農業倉庫が、十年後に於て我國に普及されることがありと雖も、減損防止の根本たる乾燥其宜しきを得ると云ふ事には、何等の効果はありませぬ、翻つて全國各府縣の穀物檢査の實狀を眺めましたならば、如何やうなる狀態であるかと申しましたならば、全國に亘つて此穀物檢査を統一節制する所の中央機關がありませぬ、それが爲めに各府縣に亘り、區々まち〳〵なる取締の方法を立てて居ります爲めに、生産者、販賣者、消費者に種々なる不利不便を與へて居ります、又自治機關の常としまして、御存じの通り經費削減を以て能事畢れりとする風が我國の自治機關には多いのでございます、それが爲めに果して是が生産的經費なりや、不生産的經費なりやの區別すらも致さずして、徒らに此米穀檢査に要する費用を削減する府縣が澤山あります、それが爲めに檢査法と云ふ形骸のみは殘つて居りまして、其内容は極めて不完全なるものが多いのであります又自治制の議決機關は、御存じの通り極く議員の數が少ないが爲めに、一時の感情に支配されるとか、若くは一時的利害に支配をされまして、彼等議決機關に與つて居る縣會議員であるとか、若くは同業組合の代議員であるとか云ふが如き所の人が、檢査從業員に種々なる干渉を加へます、それが爲めに檢査從業員は、常に郡會議員であるとか、或は同業組合の代議員に掣肘をされまして、忠實其業に服することが出來ないと云ふが如き、狀態に相成つて居るのであります、それが爲めに產業警察とも名づくべき實に貴い所の檢査事業をして、徒らに一部の野心家の玩弄物たらしめて居る府縣も、往々見受けるのでございます、更に重要なる輸送保管に關しましては何等我國に統一ある取締がありませぬ、それが爲めに雨漏であるとか、又は濕氣であると云ふやうな害より致しまして、御存じの通り米が變質を致し、腐敗を致し、或は蟲が著くと云ふやうなことがありまして、莫大なる原料を收穫後に於て減じつつある次第であります、以上の如く米麥收穫後の制度と云ふものは、我國に於きましては極めて不完全である、極めて不親切であると云ふ現狀であります、然るに之を世界の農業國に眺めまするに、御存じの通り米國加州に於きましても、亦加奈陀に於きましても、それ〴〵穀物條例なるものを發布し、穀物法なるものを實施致しまして、統一的に穀物の品痛、枡減、それ等の豫防と云ふことに十分に注意を致して居ります、若し夫れ我國に於きましても、此統一的に穀物の檢査並に其他の減損防止の制度を執りますれば莫大なる利益があることは明かであります、假りに私が調べました調査に依りますると、或縣であります、某縣の穀物檢査所に於きまして、比較的完全に穀物檢査を致して居ります縣の統計を見まするに、穀物檢査の施行前より施行後の比較を致しますると即ち施行しない以前と、施行した以後とを比較致しますると、八分三厘六毛の品痛、枡減を豫防して居る實績を得たのであります、檢査をしない以前と以後とを比較致しますると、檢査施行後は枡減、品痛と云ふものが八分三厘六毛少なくなつた、斯う云ふやうな統計を得たのであります、果して然らば、若し我國に於て統一的に完全に收穫後の制度を具備致しましたならば、昨年の米作約五千五百萬石と致しましても、其八分三厘六毛は幾らになるかと申しますれば、四百五十九萬八千石となります、先づ一石を四十圓と見まして、一億八千三百九十二圓、是だけの國益增進が出來るのであります、檢査だけでそれだけであります――統一したる檢査だけでそれだけの利益があります、況や米麥の保存輸送の取締其宜しきを得ましたならば、食糧不足であると云ふ今日に當りまして、其食糧不足も補ふことも出來るだらうと思ひます、且つ其費用の如きに至りましては幾らあつたならばそれだけの仕事が出來るかと申しますと、本員の取調べる所に依りますと、年額約三百萬圓を以て、米麥收穫後の乾燥調製荷作の取締が完全に著くと云ふ調査を得たのであります、此僅々たる費用、即ち三百萬圓を以て、其六十一倍以上の收穫一億八千三百有餘圓の莫大なる利益を獲得することが出來るのであります、併ながら國費多端の折柄でありまするが故に、私は決して國費を以て、全部是等の事業を爲すべしと云ふが如きことは言ひませぬ、其費用の一部分は國家に於て負擔し、大部分は府縣に命じて可なりと信じて居ります、其他檢査手數料の名目に依りまして、形式に依りまして地主販賣者よりも、それ等の費用を出さす事が出來ると思ふのみならず、米の檢査を致しますれば、地主販賣者を利益することが多大でありまするが故に、彼等は喜んでそれ等の費用を出すものなりと私は思ひます、又實績上さうなつて居ります、故に費用としても何等恐るるに足らず、且つ食糧增加に偉大なる効果を與へるものと確信して居ります、所が茲に最も注意すべきは何であるかと申しますると、地主と小作人との關係であります、即ち假りに米收穫後の檢査を施行致しますれば、善良なる年貢米を地主が受取る價が高くなる、地主は非常に喜ぶことになりますが、其善良なる米を製作するに付て、勞力を費した所の小作人は、何等の分配に與つて居らぬ、是に於てか往々米麥の檢査を勵行致しまする場合に當つては、小作人を目的とする土地賃貸借の條件に關し、彼此爭議を起して居る處が多いのであります、斯の如きは實に社會政策上、見遁すことの出來ない問題であります、又農業保護の上から見ましても、徒らに地主のみに利益を與へて、小作人を苦しむると云ふことは、追ては地主の困ることになるのであります、小作人を保護し、小作人を大事に致して置きますれば、地主も自然とそれが爲めに、己れの土地の小作者があると云ふ所よりして、利益を得る次第であります、是は兩々相俟つて、而も今日に於ては、小作人保護をすると云ふことが、最も農業保護の上から論じましても、社會政策の上から考へましても將た收穫後の減損防止の方法から考へましても必要なりと考へる次第であります、況や近時小作農は、先刻申上げましたが如く、各種の工業が勃興致しましたに伴うて、彼等は轉業しつゝある傾向があるのであります、特に小作人の子弟の如きに至りましては、他の事業に轉業しつゝある傾向があることは、皆樣御存じの通りであります、故に是等の防止の上から見ましても、小作人保護政策樹立の必要ありと存じます、且又食糧問題の解決上、農業勞力の保護を以て一大要件なりと確信する次第であります以上の理由に依り、此際政府に於て、食糧政策として、米麥收穫後に於ける減損防止の方法を講ずべし更に米麥收穫後に於ける減損防止奬勵、及小作農轉業防止の爲め、小作農保護の方法を講ずべし、斯う云ふ建議であります、勿論唯今申上げましたる説明中、統計及數字の根據、並に建議實行方法は、幸に委員會に付せらるる光榮に浴しますれば、其時に於て、委しく説明致すことに致したいと考へます、滿場の御賛成を希望致します。

○高田耘平君　質問があります、本問題も米穀保存上必要の問題でございますから、多分農商務省の當局は、長く考慮しつゝあることゝ存じます、農商務大臣が居りませぬが、農務局長が居ります、大臣の出席を煩すまでもなく、農務局長に於て、此の問題は今日まで更に考慮したことがあるや否や、現在考慮中であるや否や、更に研究せざるや否やと云ふことを質問します。

〔政府委員道家齊君登壇〕

○政府委員（道家齊君）　唯今議題になつて居りまする、米麥の收穫後の減損に對する保存の方法は、農

商務省に於て攻究して居るかどうか、斯う云ふ御尋と考へます、是は建議者の唯今御述になりました通りに、増殖と共に収穫後の減損を防止すると云ふことは最も大切な事であります、それ故に乾燥調製に付きまして、大體の上に於て、其方法は地方々々に依て目下攻究致して居ります、即ち東北でありますとか、或は關西地方でありますと云ふと、氣候が種種異つて居りますから、其地方々々に適當なる方法に依つて、是に於て大體乾燥調製のことは攻究致して居るのみならず、又唯今建議者の御述になりました通り、米穀檢査所と云ふものを設けて居ります、それが即ち一方に於ては、米穀の乾燥調製等を致します、即ち檢査所で是等の方法を設けて居ります、又農業倉庫も同じやうな趣意で、一部分に於ては矢張乾燥調製を見まして、等級を付すると云ふことに相成つて居ります、大體の上に於て今日の狀態と云ふものが、十分に行屆いては居りませぬけれども、大要今申上げるやうな次第で、乾燥、調製、其他取引、運送上に付ても、相當に出來るだけの注意を致して居ります、(「考慮はしないのですか」と呼ぶ者あり)尚ほ今日の狀態に於きまして、十分なりとは考へて居りませぬが、益々進んで是れは攻究致します。

○岩崎勳君　此案は議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ぶ者あり〕

○三木武吉君　意見があります。

○議長（大岡育造君）　意見があつても、立つた人の順序を見まして、先きに立つた人を許したのであります。

○三木武吉君　委員附託に付て意見があります。

○議長（大岡育造君）　委員付託が先決問題でありますが……

○三木武吉君　委員付託に付て意見があるのです、唯今當局の御説明を伺ひますと、本案に付ては政府は其必要を感じて、目下攻究中であると云ふ御意見であります、本員は此前に教育振興に關する建議案に付て、我黨提出者が其案に對する政府並に與黨の意見を拜聽致しますと以前是と類を同じう致しましたものに付て考慮中なるが故に、委員付託となすの必要なく、即決否決を爲すべしとの御議論を正當なりとして、決定せられたる議場でありますから、それと精神を同くし、それと狀態を同じくする本案に對しても、亦即決否決を爲すのが正當であらうと信じますから、反對黨の諸君並に政府の御反省に愬へ或は政治道德に愬へて、即決否決せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　先づ委員附託が先決問題でありますから、委員附託が否決され、成立たないときには本問題に付て可否を採ります、順序として岩崎勳君の動議に贊成の諸君の起立を求めます。

　起立者　多數

○議長（大岡育造君）　多數であります、仍て本案は議長指名九名の委員に附託するに決しました――日程第四、東方調査局設置に關する建議案を議題と致します――伊東知也君。

第四　東方調査局設置に關する建議案（伊東知也君提出）

東方調査局設置に關する建議案

東方調査局設置に關する建議

東方の國情調査に關する特別機關を設け在朝在野を問はす廣く其の事情に精通せる人士を集め完全なる調査機關を設け以て我か國對東方政策の根柢を確立せむことを望む

右建議す

〔伊東知也君登壇〕

○伊東知也君　本案は多年の間滿場一致を以て本議場を通過した案でございますから、委しい説明は要らぬと思ひます、随て政府は常に考慮中の問題であります、考慮中であるけれども、實行しないから建議しなければならぬと云ふ立場に至るのです、故に憲政會の諸君も、其御意思を以て御聽取あらんことを希望致します、約十回も本議場を通過して居りますが、政府は一回著手されて居らないのみならず、此歐羅巴の戰爭の結果、僅に戰は熄みましたけれども、今後彼等の東方に殺到する有樣、或は支那の混亂狀態等の狀況に照しまして、どうしても今回は、本機關の設立を希望しなければならぬと云ふ狀態になつて居ります、其理由を詳しく説明致しますれば恐らく三時間も四時間も掛りますが、賢明なる諸君而も此精氣滿々たる議場に御殘りになつて、私の提案の理由を御聽になる方々には、説明の要は無からうと思ひますが、極く簡單に申上げますのみならず政友會の諸君は、常に本案に對して御贊成下さいまして、何時も滿場一致を以て通過して居たのであります、今度こそ政友會の方々が、我黨内閣を御組織になつて居るのであるから、當然本案が成立されるやうに、御盡力あることは當然の事であらうと信じて疑ひませぬ、唯々外務當局、或は總理大臣を首め、外務大臣が先日來説明された事を承りますと、甚だ疑懼に堪へない點がある支那に對して妥協の勸告はした、此間も滿洲の土地商租の問題に付て質問した時に、多少申上げましたが、現在妥協だけの勸告はしたが、それ以上は知らぬと云ふやうなことは甚だ不徹底である、妥協したら、果して日支親善の實が擧るか否やも考へなければならぬ、然るに支那現在の混亂狀態と云ふものは、果して南北を妥協せしめて、圓滿なる解決を遂げるか、圓滿に統一して我日本と眞誠なる所謂近頃の流行言葉なる、日支親善が行はれるかどうかと云ふことを究めなければならぬ、私の考では、單に日支親善と云ふやうな、漠然たる言葉の下に對支政策の根本義を定むるなどと云ふは、實に憂ふべき事であるのであります、而も其政策の第一著手として單に南北妥協を勸告する、成程それは宜しい、而も列國を連ねて支那に勸告したのであるから、支那の現在南北の當局者は應ずるかも知れませぬ、應じつゝあるやうな形勢に向つて居ると先日外務大臣も言はれた如く、妥協の狀況が非常に進歩して居るらしい模樣である、併ながら南北妥協した所が、果して當局の言はれる如く、日支親善が實際に行はれるかどうかは考へなければならぬ、能く世間に夫婦喧嘩の中に入つて、夫婦喧嘩は濟んだが、後とで却て中に入つた人間が怨まれると云ふことは世の俗事にあることであります、恐らく南北妥協を勸告した我國も、夫婦喧嘩の中に入つて後とで怨まれると云ふ結果に陷りはせぬかと云ふことを疑ふのであります、然るに我當局は如何なる考を持つて居られるか知らぬが、南北妥協と云ふことに付て南方側の連中、及北方側の連中が如何なるものであるか、此妥協に付て如何なる者が贊成を表し如何なる者が反對を表したか、全體の支那の形勢はどう云ふことになつて居るかと云ふことは恐らく外務省の方には、どう云ふ觀察であるかと云ふことを疑はざるを得ないのであります、近頃私の得ました所の情報に依りますと、此妥協に付てわい〳〵言うて贊成する連中――南方でも贊成する連中は、地方的勢力を有しない、連中である、さうして北では除世昌であるとか或は其他の連中、南方でも色々のわい〳〵騷く孫逸仙一派、其他の連中がありますけれども、それは本當の表面の贊成者であつて、眞に此妥協に、現在の支那の地方の關係を調べて見ますと地方的勢力を有して居る連中は、皆々各々地方に踞つて、割據獨立の準備を爲しつゝあるのであります雲南に於ける唐繼堯であるとか、或は關西に於ける陸榮廷であるとか、其等の連中は、彼等の廣東に於ける政府の連中が疲れ果て、妥協に贊成するけれども、彼等の地方的勢力を有して居る連中は、やるならばやつて見ろと言つて居る、北方に於て段祺端一派の如きは、即ち此方針を執つて居るのである、是等の事を能く綜合して、單に妥協と云ふ一小事であつても、餘程攻究し、調査する必要があるのであります、又西伯利に於ける所の亞米利加の彼に對する有樣其他に付ても、諸君も隨分御研究の御方もありまするが、一度眼を轉じて大陸の狀況に及んだならば、どうしても此儘にして、晏然として泰平の夢を貪ることが出來ぬのであります、外務省にそれ〳〵の機關もありますから、十分御調査もありませうが此千載一遇の機關のみならず、將に歐羅巴戰爭の餘沫を受けて、是等の歐米諸國の勢力が東洋の全體に殺到し來らんとする今日では、今までのやうな工合にはいかぬのであるから、此位の調査機關は當然御設けになつて、上下一致、國民共に將に來らんとする所の怒濤狂瀾に備へなかつたならば、我國家の前途を奈何せんと私は考へざるを得ぬのであります、願くは諸君、滿場一致を以て、前例に從つてと言うては甚だ語弊があるか知れぬが、前例に從ふのは當然でありますが、前例以上に此度は是非共諸君と共に、當局に於て設立させると云ふ御考の下に、御贊成あらんことを希望します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に附託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ、本案は議長指名九名の委員に付託することに致します。

○岩崎勳君　日程第五に對して、延會の動議を提出

致します。

○議長(大岡育造君) 日程第五に對し延會の動議が出ました、延會に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 異議なしと認めます、日程第五は延會に決します、乃ち日程は是にて議了致しました、次回の日程は公報を以て報告致します、今日は是にて散會。

午後三時三十四分散會

○大正八年二月一日(土曜日)

午後一時九分開議

議事日程 第八號

第一 道路法案(政府提出) 第一讀會

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三 北海道舊土人保護法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五 開墾助成法案(政府提出) 第一讀會

第六 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第七 裁判所の設立に關する法律案(政府提出) 第一讀會

第八 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第九 大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十一 不動産登記法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十三 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十五 北海道鐵道敷設法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十六 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十七 造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案(政府提出) 第一讀會

第十八 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十九 大正五年法律第四號中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二十 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第二十一 帝國大學特別會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二十二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第二十三 東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案(政府提出) 第一讀會

第二十四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第二十五 大正七年法律第四號中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二十六 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第二十七 濟津築港に關する建議案(奧田龜造君外三名提出)

○議長(大岡育造君) 報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一去三十日政府より提出せられたる議案左の如し

鐵道敷設法中改正法律案

北海道鐵道敷設法中改正法律案

造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案

大正五年法律第四號中改正法律案

帝國大學特別會計法中改正法律案

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案

大正七年法律第四號中改正法律案

一去三十日議員より提出せられたる議案左の如し

野岩羽鐵道速成に關する建議案

提出者 八田 宗吉君 小林 源藏君
田村順之助君 堀切善兵衞君
高岡唯一郎君 石射文五郎君
渡邊 陳平君

會計士法案

提出者 近藤 達兒君 高木益太郎君

一昨三十一日議員より提出せられたる議案左の如し

朝鮮平元鐵道急設に關する建議案

提出者 牧山 耕藏君 江藤 哲藏君
頭本 元貞君 奧田 龜造君
松田 源治君 上埜安太郎君

葉煙草耕作組合に交付金下附に關する建議案

提出者 高田 耘平君 大津淳一郎君

一昨三十一日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

公娼制度の存廢に關する再質問主意書

提出者 横山勝太郎君

勞働政策に關する質問主意書

提出者 小山 松壽君

一昨三十一日貴族院より受領したる政府提出案左の如し

大正七年法律第二十四號中改正法律案

輸出羽二重精練業法中改正法律案

一昨三十一日內閣總理大臣より去二十五日送付したる本院の決議に對し李王職長官より左の電報ありたる旨の通牒を受領せり

大勳位李太王殿下薨去に付衆議院は深厚なる弔意を寄せられたる旨決議御傳達の趣拜承直に李王殿下に言上したるに衆議院の好意に對し深く感謝せらる

右然るへく御挨拶を希ふ

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一去三十日戰時利得稅法中改正法律案委員西英太郎君辭任に付其補闕として小林嘉平治君を議長に於て選定せり

一昨三十一日食糧政策及小作農保護に關する建議案委員原田十衞君辭任に付其補闕として原田佐之治君を議長に於て選定せり

一昨三十一日委員長及理事互選の結果左の如し

食糧政策及小作農保護に關する建議案委員會

委員長 飯田 精一君
理事 赤間 嘉之吉君

濃越鐵道速成に關する建議案委員會

委員長 西田 鋭吉君
理事 松井 文太郎君

東方調査局設置に關する建議案委員會

委員長 伊東 知也君
理事 一宮 房治郎君

一昨三十一日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第三部

請願委員 日比野寬君(山田正年君補闕)

第六部

決算委員 內藤傳祿君(西川太治郎君補闕)

○議長(大岡育造君) 尚ほ報告すべき事があります、日程の第十三より第二十五に至る議案は、政府より緊急事件として要求がありましたから、定規の時間を經ませぬけれども、先例に依つて本日の日程に組込みました、此段御報告申して置きます――是より會議を開きます、諮問事項があります、左の議員より請暇の申出があります、病氣に付本一日より向ふ二週間、生田和平君――許可することに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ之を許可致します。

○岩崎勳君 議長。

○議長(大岡育造君) 岩崎勳君。

○岩崎勳君 日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち此第二號大正七年度歲入歲出總豫算追加案、及第二號臨時軍事費追加案を議題とし、委員長の報告を求め、且つ之を審議せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 日程變更に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ日程は變更に決しました――委員長齋藤君。

第二號 大正七年度歲入歲出總豫算追加案

第二號 臨時軍事費豫算追加案

〔齋藤珪次君登壇〕

〔拍手起る〕

○齋藤珪次君 爰に第二號大正七年度歲入歲出總豫算追加案及第二號臨時軍事費豫算追加案の經過及結果を報告申上げます、第二號大正七年度の總豫算追加案は、御承知の如く其金額は七千八百餘萬圓であります、併ながら其內容に豫算の不足、或は時局に順應する施設の爲に要するもの、或は軍事局の設置若くは軍需工業動員に關する調査の費用、又臨時事件の豫備費の追加、及臨時軍事費の追加の財源、是等のものを以て前記七千八百餘萬圓の追加を要求されて居ります、それから第二の臨時軍事費豫算追加は、歲入歲出六千五十萬餘圓であります、是は即ち臨時軍事費の必要上、追加として要求致されました

右二案に對しまして豫算委員會は幾多の質問もありまして、其結果豫算委員會は政府之に答ふる所ありまして、何れも必要缺くべからざるものと云ふ論定でありました、委員會は一人も反對無く、全會一致を以て兩案とも原案通り決定致しました、右御報告に及びます（拍手起る）

○岩崎勳君 議長。

○議長（大岡育造君） 岩崎勳君。

○岩崎勳君 兩案一括して、委員長報告の通り即時可決あらんことを望みます。

〔「賛成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 兩案一括して、即時可決に異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なしと認めます、仍て兩案とも可決せられたることを宣告致します、日程第一、道路法案の第一讀會を開きます。

〔武藤金吉君「議長是より分科會を開きます」と呼ふ〕

○議長（大岡育造君） 許可致します。

〔清崟太郎君「是より分科會を開きます」と呼ふ〕

○議長（大岡育造君） 許可致します。

〔武藤金吉君「豫算第五分科の委員諸君は委員室に御參集を願ひます」と呼ふ〕

第一 道路法案（政府提出） 第一讀會

道路法案

第一章 總則

第一條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ一般交通ノ用ニ供スル道路ニシテ行政廳ニ於テ第二章ニ依ル認定ヲ爲シタルモノヲ謂フ

第二條 左ニ揭クルモノハ道路ノ附屬物トシ道路ニ關スル本法ノ規定ニ從フ但シ命令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

一 道路ヲ接續スル橋梁及渡船場

二 道路ニ附屬スル溝、並木、支壁、柵、道路元標、里程標及道路標識

三 道路ニ接スル道路修繕用材料ノ常置場

四 前各號ノ外命令ヲ以テ道路ノ附屬物ト定メタルモノ

第三條 本法ニ於テ橋梁又ハ渡船場ト稱スルハ前條第一ノ橋梁又ハ渡船場ヲ謂フ

本法ニ於テ渡船場ト稱スルハ渡船ヲ包含ス

第四條 本法ニ於テ他ノ工作物ト稱スルハ堤防、堰堤、護岸、鐵道用橋梁其ノ他命令ヲ以テ定ムル工作物ヲ謂フ

第五條 本法ニ於テ道路ニ關スル工事ト稱スルハ道路ノ新設、改築及修繕ニ關スル工事ヲ謂フ

第六條 道路ヲ構成スル敷地其ノ他ノ物件ニ付テハ私權ヲ行使スルコトヲ得ス但シ所有權ノ移轉又ハ抵當權ノ設定若ハ移轉ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラス

第七條 道路、沿道又ハ道路ノ附屬物ニ關スル本法ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ新ニ道路、沿道又ハ道路ノ附屬物ト爲ルヘキモノニ關シ之ヲ準用スルコトヲ得

第二章 道路ノ種類、等級及路線ノ認定

第八條 道路ヲ分チテ左ノ五種トス

一 國道

二 府縣道

三 郡道

四 市道

五 町村道

第九條 道路ノ等級ハ前條記載ノ順序ニ依ル

第十條 國道ノ路線ハ左ノ路線ニ就キ主務大臣之ヲ認定ス

一 東京市ヨリ神宮、府縣廳所在地、師團司令部所在地、鎭守府所在地又ハ樞要ノ開港ニ達スル路線

二 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル路線

第十一條 府縣道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ府縣内ノモノニ就キ府縣知事之ヲ認定ス

一 府縣廳所在地ヨリ隣接府縣廳所在地ニ達スル路線

二 府縣廳所在地ヨリ府縣内郡市役所所在地ニ達スル路線

三 府縣廳所在地ヨリ府縣内樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

四 府縣内樞要ノ地ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

五 府縣内樞要ノ港津ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

六 府縣内樞要ノ鐵道停車場ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ港津ニ達スル路線

七 數郡市ヲ連結スル幹線ニシテ其ノ沿線地方ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

第十二條 郡道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ郡内ノモノニ就キ郡長之ヲ認定ス

一 郡役所所在地ヨリ隣接郡市役所所在地ニ達スル路線

二 郡役所所在地ヨリ郡内町村役場所在地ニ達スル路線

三 郡役所所在地ヨリ郡内樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

四 郡内樞要ノ地ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

五 郡内樞要ノ港津ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

六 郡内樞要ノ鐵道停車場ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ港津ニ達スル路線

七 數町村ヲ連結スル幹線ニシテ、其ノ沿線地方ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

第十三條 市道ノ路線ハ市内ノ路線ニ就キ市長之ヲ認定ス

第十四條 町村道ノ路線ハ町村内ノ路線ニ就キ町村長之ヲ認定ス

第十五條 市町村長ハ市町村ノ爲特ニ必要アル場合ニ限リ市町村外ノ路線ニ就キ地元市町村長ノ意見ヲ聞キ路線ノ認定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ路線ニシテ市長ノ認定シタルモノハ市道ノ路線、町村長ノ認定シタルモノハ町村道ノ路線トス

第十六條 上級ノ道路ト下級ノ道路ト路線カ重複スル場合ニ於テハ其ノ重複スル部分ハ上級ノ道路トス

第三章 道路ノ管理

第十七條 國道ハ府縣知事、其ノ他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市内ノ國道及府縣道ハ市長ヲ以テ管理トス

第十八條 道路ニシテ行政區劃ノ境界ニ係ルモノハ命令ヲ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依ル管理者タル關係行政廳ノ一ヲ以テ管理者ト爲スコトヲ得

道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌル場合ニ於テハ其ノ道路及工作物ノ管理ニ付前項ノ規定ヲ準用ス但シ私人ヲ管理者ト爲スコトヲ得ス

第十九條 道路ノ區域ハ管理者之ヲ定ム

第二十條 道路ノ新設、改築、修繕及維持ハ管理者之ヲ爲スヘシ

第二十一條 道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌル場合ニ於テハ管理者ハ其ノ工作物ノ管理者ヲシテ道路ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコトヲ得但シ河川法第十條第一項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ規定ニ依ル

第二十二條 他ノ工事又ハ行爲ノ爲必要ヲ生シタル道路ニ關スル工事ハ管理者其ノ工事執行者又ハ行爲者ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

第二十三條 前二條ノ規定ニ依ル場合ノ外特別ノ事由アル場合ニ於テハ管理者タル行政廳ハ下級行政廳又ハ私人ヲシテ道路ノ修繕ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十四條 管理者ニ非サル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ道路ニ關スル工事ヲ執行シ又ハ道路ノ維持ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 道路ニ關スル工事ノ爲必要ヲ生シタル他ノ工事ハ管理者道路ニ關スル工事ト共ニ之ヲ執行スルコトヲ得

第二十六條 管理者ニ非サル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ一定ノ期間橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スルコトヲ得ル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコトヲ得

前項ノ許可又ハ承認ヲ得タル者ハ徵收期間内橋梁又ハ渡船場ノ維持及修繕ヲ爲スヘシ

第二十七條 管理者ハ特別ノ事由アル場合ニ限リ橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコトヲ得

第二十八條 管理者ハ交通ヲ妨ケサル限度ニ於テ道路ノ占用ヲ許可又ハ承認スルコトヲ得

國ノ事業ニ付テハ當該官廳ハ主務大臣ト協議シテ前項道路ノ占用ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職權ノ一部ハ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

管理者ハ道路ノ占用ニ付占用料ヲ徵收スルコト

ヲ得但シ前二項ノ規定ニ依ル占用ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條　前條第一項ノ規定ニ依ル占用カ法令ニ依リ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル公共ノ利益トナルヘキ事業ニ係ルモノナル場合ニ於テハ管理者正當ノ事由ナクシテ其ノ許可若ハ承認ヲ拒ミ又ハ不相當ナル占用料ヲ定メタルトキハ主務大臣ハ事業者ノ申請ニ依リ占用ヲ許可若ハ承認シ又ハ占用料ヲ定ムルコトヲ得

第三十條　管理者ハ其ノ管理ニ屬スル道路ノ臺帳ヲ調製スヘシ

臺帳ニ記載スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條　道路ノ構造、維持、修繕及工事執行方法ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條　道路ノ管理ノ爲必要ナル吏員ノ設置及其ノ職務權限ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章　道路ニ關スル費用及義務

第三十三條　主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス

前項ニ規定スルモノヲ除ク外道路ニ關スル費用ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ負擔トス但シ行政區劃ノ境界ニ係ル道路ニ關スル費用ノ負擔ニ付テハ關係行政廳ノ協議ニ依ル協議調ハサルトキハ主務大臣之ヲ決定ス

第三十四條　前條ノ場合ニ於テ道路ト他ノ工作物ト効用ヲ兼ヌルモノナルトキハ其ノ費用ノ負擔ニ付テハ前條第二項但書ノ規定ヲ準用ス但シ河川法第三十條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ規定ニ依ル

第三十五條　第三十三條第二項ニ規定スル費用ニシテ國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノハ其ノ一部ヲ國庫ヨリ補助スルコトヲ得特別ノ事由アル場合ニ於テ府縣道以下ノ道路ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ニ付亦同シ

第三十六條　第二十四條ノ規定ニ依ル道路ニ關スル工事若ハ道路ノ維持ニ要スル費用又ハ第二十六條ノ規定ニ依リ設クル橋梁若ハ渡船場ニ關スル費用ハ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ負擔トス

第三十七條　他ノ工事又ハ行爲ノ爲必要ヲ生シタル道路ニ關スル工事ノ費用ハ管理者他ノ工事又ハ行爲ニ付費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシム

第三十八條　特別ノ事由アル場合ニ於テハ第二十三條ノ規定ニ依ル道路ノ修繕ニ關スル工事又ハ道路ノ維持ニ要スル費用ハ管理者同條ノ下級行政廳ノ統轄スル公共團體又ハ同條ノ私人ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三十九條　道路ニ關スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ管理者ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ道路ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第四十條　特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者アル場合ニ於テ管理者ハ之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ其ノ事業者ニ負擔セシムルコトヲ得

第四十一條　道路ニ關スル工事ノ爲必要ヲ生シタル他ノ工事ノ費用ハ管理者特別ノ事由アル場合ニ於テ他ノ工事ニ付費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムル場合ヲ除クノ外道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ之ヲ負擔セシム

第四十二條　本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依ル義務ヲ履行スル爲必要ナル費用ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外義務者ノ負擔トス

第四十三條　道路ニ關スル費用ノ負擔金ハ費用負擔者カ道路ニ關スル工事ノ執行又ハ道路ノ維持ヲ爲ス場合ヲ除クノ外第三十三條第一項ノ國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノニ在リテハ國庫、其ノ他ノモノニ在リテハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス

前項ノ費用負擔者カ公共團體ナル場合ニ於テ之ヲ統轄スル行政廳又ハ行政廳タル管理者カ道路ニ關スル工事ノ執行又ハ道路ノ維持ヲ爲ストキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ費用負擔者之ヲ爲スモノト看做ス

第四十一條ノ規定ニ依ル負擔金ハ前二項ノ例ニ依リ國庫又ハ公共團體ノ收入トス

第四十四條　道路ノ占用料其ノ他道路ヨリ生スル利益ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス但シ第二十六條ノ規定ニ依リ許可又ハ承認ヲ得テ徵收スル橋錢又ハ渡錢ハ其ノ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ收入トス

第四十五條　道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ管理者ハ沿道ノ土地ニ立入リ又ハ其ノ土地ヲ一時材料置場トシテ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ヲ爲サムトスルトキハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外豫メ土地ノ占有者ニ通知スルコトヲ要ス

第四十六條　非常災害ノ爲必要アルトキハ管理者ハ道路附近ニ居住スル者ヲ使役シ、道路附近ノ土地ヲ一時使用シ又ハ土石、竹木其ノ他物品ヲ使用若ハ收用スルコトヲ得

第四十七條　前二條ノ規定ニ依ル立入、使用、使役又ハ收用ニ因リ損害ヲ受ケタル者ハ立入、使用、使役又ハ收用ノ後三月內ニ管理者ニ對シ補償ヲ請求スルコトヲ得

第四十八條　沿道ノ土地、竹木又ハ工作物ノ管理者ハ其ノ土地、竹木又ハ工作物ノ道路ニ及ホスヘキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲スヘシ

第四十九條　道路ノ使用又ハ道路若ハ其ノ交通ノ保全ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム沿道ノ土地ニ於ケル工作物ノ建設其ノ他ノ作爲又ハ不作爲ノ制限ニシテ道路又ハ其ノ交通ノ保全ノ目的ヲ以テスルモノニ付亦同シ

第五十條　沿道ノ區域ハ管理者之ヲ定ム

第五章　監督及罰則

第五十一條　左ニ揭クル場合ニ於テハ管理者ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リテ其ノ爲シタル許可承認ヲ取消シ其ノ効力ヲ停止シ若ハ其ノ條件ヲ變更シ、道路ニ存スル工作物其ノ他ノ物件ヲ改築除却セシメ若ハ之ニ因リテ生スヘキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲サシメ又ハ原狀回復ヲ爲サシムルコトヲ得

一　道路ニ關スル法令ノ規定ニ違反シタルトキ

二　道路ニ關スル法令ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ノ條件ニ違反シタルトキ

三　詐欺ノ手段ヲ以テ道路ニ關スル法令ノ規定ニ依ル許可ヲ得タルトキ

四　道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキ

五　公益上必要ト認ムルトキ

前項第五號ノ場合ニ於テ損害ヲ受ケタル者アルトキハ管理者ハ道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ損害ノ全部又ハ一部ヲ補償セシムルコトヲ得

前二項ノ規定ハ主務大臣カ第二十九條ノ規定ニ依リテ其ノ爲シタル許可若ハ承認ヲ取消シ、其ノ効力ヲ停止シ又ハ其ノ條件ヲ變更スル場合ニ之ヲ準用ス

第五十二條　左ニ揭クル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ハ第一號ニ在リテハ行政廳ニ於テ、其ノ他ニ在リテハ管理者ニ於テ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ主務大臣ハ輕易ナル事件ニ限リ命令ヲ以テ認可ヲ受ケシメサルノ定ヲ爲スコトヲ得

一　國道以外ノ道路ノ路線ヲ認定スルコト

二　道路又ハ沿道ノ區域ヲ定ムルコト

三　道路ノ新設又ハ改築ヲ爲スコト

四　第二十一條乃至第二十三條ノ規定ニ依リ道路ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコト

五　第二十四條又ハ第二十六條ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ヲ爲スコト

六　第二十五條ノ規定ニ依リ他ノ工事ヲ執行スルコト

七　第二十七條ノ規定ニ依リ橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコト

八　第二十八條ノ規定ニ依リ道路ノ占用ヲ許可若ハ承認シ又ハ道路ノ占用料ヲ徵收スルコト

九　第三十七條乃至第四十一條ノ規定ニ依リ費用ヲ負擔セシムルコト

十　前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スコト

第五十三條　監督官廳ハ監督上必要ト認ムルトキハ前條ノ行政廳又ハ管理者ニ對シ前條各號ニ揭クル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ヲ命シ其ノ他命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十四條　行政執行法第五條及第六條ノ規定並之ニ基キテ發スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ行フヘキ作爲又ハ不作爲ヲ管理者カ强制スル場合ニ之ヲ準用ス

第五十五條　本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ義務ニ屬スル負擔金、占用料、橋錢、渡錢其ノ他ノ費用ハ管理者國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位並其

ノ追徴還付及時效ニ付テハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ徴收金ノ例ニ依ル

第五十六條　私人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ一年以下ノ懲役若ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　許可ヲ得スシテ道路若ハ其ノ附屬物ニ關スル工事ヲ執行シ又ハ道路若ハ其ノ附屬物ヲ占用シタルトキ

二　許可ヲ得スシテ橋梁又ハ渡船場ノ使用ニ對シ橋錢、渡錢其ノ他ノ財物ノ交付ヲ請求シタルトキ

三　道路ノ使用ニ對シ路錢其ノ他ノ財物ノ交付ヲ請求シタルトキ

四　詐欺ノ手段ヲ以テ許可ヲ得タルトキ

五　正當ノ事由ナクシテ第四十六條ノ規定ニ依ル管理者ノ命ニ從ハサルトキ

六　第五十八條又ハ第二條及第四十八條ノ規定ニ違反シテ道路又ハ其ノ附屬物ニ及ホスヘキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲ササルトキ

第六章　訴願及訴訟

第五十七條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第五十八條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第五十九條　第四十七條ノ規定ニ依リ補償ヲ受クヘキ者補償請求後三月內ニ其決定ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ補償ニ不服アルトキハ通知後六月內ニ、補償請求後三月內ニ其ノ決定ノ通知ヲ受ケサル場合ニ於テハ其ノ期間經過後六月內ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第七章　雜則

第六十條　本法中府縣、府縣知事、府縣廳又ハ府縣道ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ道、道廳長官、道廳又ハ地方費道ニ關シ市、市長、市役所又ハ市道ニ關スル規定ハ北海道及沖繩縣ニ付テハ區、區長、區役所又ハ區道ニ關シ郡役所ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ支廳、島ニ付テハ島廳ニ關シ之ヲ適用ス

第六十一條　北海道ニ付テハ道路ノ種類、等級及路線ノ認定並第三十三條乃至第三十六條、第四十三條、第四十四條及第五十二條ノ規定ニ關シ沖繩縣ニ付テハ郡道ニ關シ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

第六十二條　道路ノ路線ノ認定ノ變更廢止其ノ他ノ場合ニ於テ不用ニ歸シタル道路及其ノ附屬物ヲ構成シタル物件並材料器具機械等ノ管理及處分ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ變更廢止ノ場合ニ於テ道路及其ノ附屬物ヲ構成シタル物件ハ勅令ヲ以テ定ムル期間ノ滿了スル迄第六條ノ規定ヲ之ニ準用シ土地收用法中第六十六條ノ規定及之ヲ準用スル規定ノ適用ニ付テハ不用ニ歸セサルモノト看做ス

第六十三條　左ニ揭クル法令ノ規定ハ本法ニ依ル道路ニ關シ之ヲ適用セス

一　明治四年十二月十四日布告治水修路架橋等運輸ノ便利ヲ興ス者ニ税金取立方許可ニ關スル件

二　明治十一年七月二十二日達郡區町村編制府縣會規則地方税規則施行順序ニ關スル件第十二項

三　明治十二年二月二十七日達河港道路堤防橋梁費ヲ舊慣ニ因リ支辨シ得ル件

四　陸地測量標條例第二條

五　水路測量標條例第二條

六　電信線電話線建設條例第一條、第四條及第五條

七　軍用電信法第四條第二項ノ規定ニ依リ準用スル電信線電話線建設條例第一條、第四條及第五條

八　河川法第十條第二項、第十一條及第三十二條

九　砂防法第八條及第十六條

十　私設鐵道法第四十二條

十一　輕便鐵道法第五條ノ規定ニ依リ準用スル私設鐵道法第四十二條

十二　電氣事業法第九條

十三　大正三年法律第三十七號

附則

第六十四條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十五條　左ニ揭クル法令ハ之ヲ廢止ス

一　明治五年第三百二十五號布告

二　明治六年第百四十六號布告

三　明治六年第四百十三號達

四　明治九年第六十號達

五　明治十八年第一號布達

六　明治二十年勅令第二十八號

第六十六條　本法施行前爲シタル處分及之ニ附シタル條件ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ牴觸セサル限リ本法ニ依リ爲シタル處分及之ニ附シタル條件ト看做ス

第六十七條　本法ニ依リ管理者ノ許可又ハ承認ヲ受クヘキ事項ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法ニ依リ管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス但シ管理者ハ本法施行ノ日ヨリ三月內ニ六月ヲ下ラサル期間ヲ指定シ其ノ期間經過後ハ許可又ハ承認ノ効力ヲ失フヘキ旨ヲ告示スルコトヲ得

第六十八條　本法施行前爲シタル處分ニ關スル訴願又ハ行政訴訟ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

○議長（大岡育造君）　床次內務大臣。

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　諸君、道路に關する法規の制定は多年の懸案でございましたが、是まで歷々計畫されたにも拘らず、今日まで未解決になつて居る次第であります、道路の現況並に將來の必要に付て考慮を致しますれば、今日は最早本法制定を要する時期と考へますのであります、道路に關した法令は、今日までは明治九年太政官達第六十一號、外一二の單行法令あるのみでございます、固より其規定頗る不完全のもので、遺憾の點少くないのであります、然るに道路の管理、維持、及費用負擔等に關する規定は、判明を缺いて甚だ適切ならざるものがあるのみならず、不備なる點が多いのであります、仍て此法案に於きまして、是等の點を明確に適切ならしめ、以て道路の制度を完備し、鐵道の建設改良と相俟つて、交通施設の整然を期したいと思ふのであります、何卒御協贊あらんことを望みます。

○丸山嵯峨一郎君　議長。

○議長（大岡育造君）　質問は通告順があります、大口喜六君。

〔大口喜六君登壇〕

○大口喜六君　本案を提出せられましたに付きまして、此際本案の根本の主義に付て政府に質問致したいと思ひます、唯今、內務大臣の御説明に依りまして、本案を提出されました、大體の御趣意は了解致しまして、至極御同感に存ずるのであります、併ながら本案を一通り拜見致しますと、此道路なるものは、五種類に分たれて居りまして、其五種類の道路と云ふものは、何れも國家直接の營造物と看做されて居るやうであります、國道は國家が直ちに之を管理致しまするし、府縣道は府縣で之を管理致し、郡道は郡で之を管理し、市町村道は市町村で之を管理すると定めてありますが、此管理者なるものは、自治體を代表して居る所の人ではないのでありまして即ち國家直接の事務を扱ふ所の市町村でありまするし、國家の管掌事務として之を扱ふのであります、故に假令市町村が管理致しても、それは國家の管理と同じ事務に於て之を管理して居るやうに思ひます即ち國家が直接に道路を營造物と致しまして、市町村等に至るまでも、國家が之を直ちに管理して、而して其費用だけは何處から出させるかと云へば、是は市町村ともに郡府縣と云ふやうな自治體に負擔せしむることになつて居るのであります、即ち此自治團體の方の立場から見ますと、道路は國家が自由に之を定める、又自由に之を修繕する、而して費用だけは自治體が之を負はなければならぬ、財務だけは國家から委任される、自治體から見ますと、何等の管理なくして獨り費用だけ負擔する、國家から財務のみを委任される、斯う云ふ事になつて居るやうであります、私共熟々考へますと、國家の基礎を鞏固にする所以と、一面に於ては選擧權擴張の如きも必要でありますが、一面には又自治體の發達と云ふ事も望まなければならぬと思ふのであります、然るに近來政府の遣方を見ますと、次第々々に自治體の持つて居る權利が縮小されて、中央に集めらるゝやうな形があるやうに私共思ふのであります、是は甚だ遺憾な事であると常に思つて居りますが、唯今の內務大臣は、曾て內務省に居られました頃から、私共と殆ど同じ御意見を持つて居らるゝ御方のやうに私

共は承知致して居りました、頗る是には望を屬して居る次第でありますが、此道路法案の上から見ますと、依然として自治體と云ふものゝ權限を縮められて、殆ど自治體は道路に對して何等の權限も持たない、唯々財務のみを委任されて、國家の言ふが儘に費用だけを負擔しなければならぬと云ふことになるのは、蓋し自治の發達を阻碍する所以ではなからうかと深く憂ふるのであります、併ながら是には理由があつて御提出になつたことゝ思ひますが故に、其邊の根本の思想の在る所を伺つて置きたい、斯樣に信じます爲めに、此點を質問するのであります。

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　御答致します、大體地方の權限を引上げて、中央に成べく持つて來ぬやうにと云ふ御話は、私も御同感に存じます、今度の道路法案に於て、道路を國の營造物と見たと云ふ事に付ては、今御話の如き問題を惹起すだけの事柄ではないと思うて居ります、唯今でも御承知の如く、道路はそれ〴〵地方公共團體の負擔になつて居るのでありまして、今度の法律に於ても、其點には一向變りはございませぬ、唯々道路其物は國の營造物であると云ふことを決めただけの事であります、丁度學校等が國の營造物であつて、而して地方公共團體が之を經營すると同じ事であります。

○議長（大岡育造君）　小山松壽君。

〔小山松壽君登壇〕

○小山松壽君　唯今内務大臣の御答辯に依りまして本案提出の大體の趣旨を了解致しましたが、尙ほ本案に付て三四質して見たいと思ひます、道路の種類を定めまして之を明に整理統一して、現行の法規の缺陷を補ふ其目的を遂行すると云ふ事に於きましては、産業上から考へましても、又軍事上から考へましても、此法規の制定を見んとすることに於て、其必要なる點に於ては同感であります、唯々第一に質して見たいと思ひますのは、道路の等級は種類記載の順序に依りまして、國道を最とする、而して國道の路線は、第十條の規定に依りまして、即ち「一東京ヨリ神宮ニ至リ云々」それから二は「主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル路線」斯樣に示してありまして、主務大臣の認許を規定してあります、此點に於て更に第二の質問に移るのでありますが、道路に關する費用及び義務の負擔に於きまして、之を明にして置くの必要ありと認むるのであります、即ち第三十三條「主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス」とあります、其指定は第一問に於て致しましたる、第十條の路線の範圍内に在るものと認められるのであります、果して然りと致しますれば、其指定の範圍及び方針は、如何なる御考を有せらるゝものでありませうか、唯今内務大臣の御答辯中にもありました通り、本案は聞く所に依りますれば、内務省に於ても數年來の懸案に係り頗る愼重に研究調査を重ねられたと云ふことであります、既に道路法規に對する缺陷を補ひまする爲めに、特に本案の如き、進歩的の法規の制定を必要としたのでありましたと云ふことでありまするが唯々玆に至大の關係を有しまするのは、其範圍及び程度と云ふことの問題に關しまして、事が大藏省の所管と至大の交渉關係を有することであつたと云ふことで本案が今日まで遷延し來つたのであると聞いて居ります、故に此點に對しては、明瞭に御答を得て置きたいと思ひます、而して既に御提出になりました以上は、必ず此十數年來懸案になつて居りましたる所の研究の結果は、御解決になつて居る事と思ふのであります、故に此御方針と範圍と其程度と云ふことは、帝國財政の上に至大の關係を有する事でありますから、重ねて此事を申上げて置きます、それから第三に義務の負擔に關する事でありまするが、是は第三十九條「道路ニ關スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ管理者ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ道路ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得」とあります、其次の第四十條に「特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者アル場合ニ於テ管理者ハ之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ヲ費用ノ一部ヲ其事業者ニ負擔セシムルコトヲ得」とあります、此點は第一の場合に於きまして、即ち三十九條、此場合に於ては其道路の新設若くは改築に當りまして、其市町村若くは公共團體が、之に依つて直接の利益を受くる場合を想像し、若くは其道路の新設若くは改修に依りまして、其道路に沿ふ所の直接の利益を受くる者の場合を想像したものと思ひます、若しさうであつたと致しましたならば、此三十九條に依りまして、其負擔をせしむることを定められたるものでありまするが之に對しては如何なる方法に依つて、其負擔をせしめられるのであるか、固より「セシムルコトヲ」とありまするから、させる場合もあり、させぬ場合もあると解釋するものであらうと思ひまするが、主として此負擔をせしむることの御方針であると云ふことは疑ないと思ひます、是は如何にして負擔をせしめられるのでありませうか、而して次の第四十條、此場合に直接の例を擧げて御質問を致す方が明瞭であらうと思ひます、例へば電鐵を敷設し、若くは自動車の運轉を許可致しました等の場合に於て、著しく其道路の損傷を爲すものでありますが、之に對する其負擔費用を負擔せしむる御方針であらうと思ひます是は如何なる方法に依り、其費用の負擔を要求せられる事であらうと、其御方針を承つて置きたいと思ひます、それから第四道路の等級順序に依りまして定められたる所の第三郡道、此郡道の新設若くは改築に依りまする所の支辨の方法に屬しますることでありまするが、從來縣費支辨を以て致して居りまする地方が多々あらうと思ひます、若し本案制定に依りまして、此路線に依る所の順序に依りまして、其管理者に於て其支辨を爲すと云ふことの方針になりますれば、從來縣費の支辨に依つて爲して居りましたる所の郡道の新設若くは改修と云ふことに於きましても、其郡の負擔上到底堪へ得らざる場合が多々あらうと思ひます、此場合に於て、結局其郡道の新設若くは改修は、不可能に終りはしまいかとの虞を有するのでありまするが此點に對しては、如何なる御方針を御執りになるのでありませうか、此事を明瞭に致して置きたいと思ひます、是は今後實際に此法律を施行する場合に起る所の、問題であらうかと考へるのであります、以上四點に付きまして明瞭に御答を請ひます（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　床次内務大臣。

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　小山君の御質問、第一は國道――國道の――一寸失禮ですが國道の何でありますか、第一は……

○小山松壽君　第一に國道の種類を定められて、而して其路線に付て主務大臣之を認定すると十條にあるのであります、此認定されると云ふ事が、軈て第二問に移ります所の認定と、其範圍程度に關係を有するものでありますから、先づ其認定すると云ふ其一二に掲げられたる所の事は、總て國庫の支辨に依ると云ふことの御方針の範圍内に在るものであるかどうか、それから第二問に移ります、御分りになりましたか。

○國務大臣（床次竹二郎君）　國道は主務大臣が認定致しまするのは、即ち第十條の一項二項とに掲げてあるのでありまして、尤も全く新に造る譯でありませぬ、今日既に國道と名稱されて居るものがあります、先づ大體はそれが認定される譯と御考下さつて宜しうございます、而して費用の負擔は、國道になれば直ちに國庫の負擔であるかと云ふ御疑問でありますが、それは左樣でありませぬ、第三十三條に「國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス」――「主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス」特に内務大臣に於て指定致しますれば、其道路の新設改築は國庫の負擔とする積りであります、併ながら然らざるものは總て府縣を管轄行政廳として、即ち其府縣の負擔に歸する積りであります、是は今日と敢て異らぬのであります、それから郡道の御話でしたな――さうでしたらう、それから先へ御答しませう。

○小山松壽君　御答辯中でありますが、郡道は第三問であります、唯今の御答辯だと、極めて重要なことが抜けて居ります。

○國務大臣（床次竹二郎君）　何でありましたか。

○小山松壽君　第一問の國道の線路のことは分りました、第二問に於きまして、道路に關する費用並に義務の負擔、其事に付て重大な事でありますから明瞭に申上げます、主務大臣の指定する國道の新設又は改築に要する費用は、國庫の負擔とすることは唯今御答辯の通りであります、其御指定になると云ふ其範圍、及方針はどう云ふ御考であるか、言換ひますれば第十條に掲げたる所の線路の範圍のことは分りました、而して其中に於きまして、主務大臣が指定すると云ふことの御答辯は了解しましたが、但し其範圍内の御指定爲さる所の程度は、どれだけにまで御指定になると云ふ御考であるか、其御方針を承りまする事は、軈て此國庫の支辨に要しまする所の財政の状態に關係を惹起すのであります、其點を御尋したのであります。

○國務大臣（床次竹二郎君）　分りました、御答致します、極く大體を申上げまするが、凡そ斯の如きものである國道にして國より見れば極めて必要なもの

であるが、併し地方的からすれば格別必要が無い、さう云ふやうなものは、國の費用にする外あるまいかと思ふのです、それから例へば軍事上の目的から必要なる道路でも、地方から見れば餘り利害の關係は無いが、國から見れば極めて大事であると云ふやうな類は、自然此三十三條に依らなければなるまいと思ひます、大略其樣なことで、尙ほ精しきことは委員會で御話致しませう、それから郡道でしたな。

○小山松壽君　三十九條。

○國務大臣(床次竹二郎君)　是も委員會で御答して宜からうと思ひますけれども、併し一寸申上げて置きますが、例を擧れば例へば道路が改築せられたるが爲めに、鑛山業者が其製品搬出に著しく利益を受けるが如き場合は、本條を適用をする、又新に道路を築造せる爲めに、之に併行する堤防の改築を要せざるに至るが如き場合、さう云ふ類があります、委しくは委事會の方が宜からうと思ひます、大體右樣なことであります、それから郡道の指定を致すに付きましては、御心配の如きことは、極めて深き注意を致して指定しなければなるまいと思ひます、併し今日に於ても郡自ら道路工事をやつて居る所もあります、甚しく御心配になるやうなことはあるまいと考へます。

○議長(大岡育造君)　丸山嵯峨一郎君。

○丸山嵯峨一郎君　簡單ですから、是から質問を致します。

○議長(大岡育造君)　登壇を願ひませう。

「丸山嵯峨一郎君登壇」

「拍手起る」

○丸山嵯峨一郎君　從來は此國縣道のことに付きましては、舊い規程を適用せられて、それが爲に隨分不都合な事が多いのであつたので、幸に今回此道路法が提出されたのでありまするが、私は唯々僅かな點に付て質問を致して置きまするのは、此道路法中の道の種類を五種に別つて居つて、其列記してある所を見まする所が、まだ甚だ遺憾な體があるのであります、それは御承知の通り、國道及府縣道、國道の方は明白に性質が分つて居ります、府縣道及郡道と云ふものになりまするど、どうも內容が錯雜して例へば府縣廳所在地からして、府縣內の樞要の地と斯うありまするけれども、郡も亦府縣內でありますから、郡內樞要の地からして――郡役所所在地より郡內樞要の地と云ふやうな場合は、甚だ其資格を區別するには困難であらうと思ふのであります、唯々或は其道路の道幅とか或は工事の程度で制限を立てるかは知らぬけれども、是では必要な程度に應じた道路を定むる、之が標準にはならぬと思ふのであります、寧ろ私の考では、もう少し郡道と云ふ方を明かなる標準を立てゝ、府縣道の方を嚴くして置いた方が宜しいではないかと云ふ私は考を持つて居るのであります、其の點に付いて一應質問致します、もう一つは此の限られたる道路の外に、地方に依つては、生產上必要なる道路が多々あるのであります、今日府縣會などに於て、隨分騷がしき議論が起るが多くは此府縣廳所在地より樞要の地と云ふやうなことに當篏まらぬ處で、地方の生產に向つて、必要な道路が澤山あるのであります、此大體を見ますると云ふと、全く生產上の關係を除却してしまつて、唯唯道路の種類を限つてあるやうに思はれまするので甚だ此點は遺憾でありまするが、是から先きの道路と云ふものは、今日までは此大體の道路が出來て居りますから、此上は先づ主に此生產上の爲めに必要なる道路を開鑿するのが、最も注意すべきことであらうと思ふのと、もう一つは停車場に達する線路が大分澤山ありますけれども、鐵道の敷設してない場合には、殆ど府縣郡道を造る處が無いのであります是等の點を補ふには、如何なる方法を以てするのであるか、一應御說明を願つて置きたいのであります

○議長(大岡育造君)　床次內務大臣。

「國務大臣床次竹二郎君登壇」

○國務大臣(床次竹二郎君)　丸山君の御尋は、主として路線の選定方に關した御說でありますが、是は自然逐條審議のときに能く承りまして、漏れた所があるならば、追加致すも宜しうございますが、併し唯今御話の如きことは、唯今の箇條で十分出來る積りであります。

○議長(大岡育造君)　質問の通告は是で終りました日程第二に移ります、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數は特に二十七名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

「「異議なし異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ、議長指名と決します、議案を付託すべき委員を二十七名とし、議長指名と決します日程第三、北海道舊土人保護法中改正法律案、第一讀會を議題と致します。

第三　北海道舊土人保護法中改正法律案　第一讀會

(政府提出)

北海道舊土人保護法中改正法律案

北海道舊土人保護法中左ノ通改正ス

第五條　北海道舊土人ニシテ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ自費治療スルコト能ハサル者ハ之ヲ救療シ又ハ之ニ藥價ヲ給スルコトヲ得

第六條中「疾病」ヲ「傷痍、疾病」ニ改ム

附　則

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(大岡育造君)　床次內務大臣。

「國務大臣床次竹二郎君登壇」

○國務大臣(床次竹二郎君)　北海道舊土人の爲めには、特に保護法が制定せられて、種々保護の途が加へられて居るのでございまするが、何分衞生の思想に乏しい、生計の程度も低く、又醫療機關も十分でない爲めでありませう、全國に比較して見まするど舊土人に於ては死亡率が高いのであります、殊に肺結核患者が多いのであります、之を今日の儘に放任し置く譯に參らぬと考へまするのと、又其儘に致して置きまするど、其病毒が一般に傳播する虞もありますので、此度此改正を致しまして、舊土人の爲めに、簡易の病院を造つて治療の途を開き、又傷痍を受けた者であつて、自費の治療の出來ない者があれば、救療或は救助の途を開いて、保護を全くしたいと思ふのであります、どうぞ御協贊を望みます。

○伊東知也君　議長。

○議長(大岡育造君)　通告があるやうです、小西君

○小西和君　簡單ですから此席より……

○議長(大岡育造君)　宜しうございます。

「「登壇々々」と呼ふ者あり」

○議長(大岡育造君)　十分聲は徹すると思ひます。

○小西和君　此北海道舊土人保護法中改正法律案は現行の法律に一歩を進めるものでございますから、其趣意に於ては誠に結構の事柄と思ひます、併ながら單に一歩を進めるに過ぎないのでありまして、私の見る所を以て致しますれば、土人の保護はもう少し徹底的に、根本的にありたいと思ふのであります御承知の如く北海道の舊土人は、有ゆる方面から壓迫を被つて居りまして、極めて悲慘の狀態に陷つて居るのであります、所が此舊土人は、我國歷史の上より見まして、極めて大切な種族であります、又人類學考古學の上から見ましても、捨て置き難き種族であります、此理由に於て、土人を徹底的に保護し永久に彼等を保存するの途を立てゝ置く必要があると思ひます、殊に人道の上より見まして、彼等をして今日のやうな狀態に置くと云ふことは、最も日本の國民として、甚だ遺憾に思ふのであります、政府は根本的に彼等階級の、安全に愉快に生存し得るだけの保護法を講ずる御考があるや否や、此點を伺ひたい、又此機會に於て今一つ伺つて置きたい事は北海道の舊土人と殆ど同じ關係同じ狀態に在る所の樺太の舊土人は、如何に爲さる御積りでありますか樺太の舊土人、それは「アイヌ」其他「ギリヤーク」「ワリヤーク」此三種族があります、此種族が我國の領土に復歸致しまして以來、業に既に餘程生活上の慰安を奪はれ、危惧の念に陷つて居るやうに見ゆるのであります、之に對しても又適當の方法を採る必要があらうと考へますが、政府の此邊に付ての御考は如何であらうか、承りたいと思ひます。

○議長(大岡育造君)　床次內務大臣。

「國務大臣床次竹二郎君登壇」

○國務大臣(床次竹二郎君)　唯今小西君から、徹底的の保護法を立てたらどうかと云ふ御尋でありましたが、其御答をする前に、唯今やつて居ることを、此處で御承知のことゝ思ひますけれども申上げ置きます、土地の無償下付、農業に從事する者、又は從事せんとする者に對し、一戶に付一萬五千坪以內を無償下付すること、それから農具種子の給與を致して居ります、それから今日までも藥價の給與を致して居ります(「そんなことは存じて居る」と呼ふ者あり)御存じならば申さぬでも宜しいが、序ですから申すと、救助米、埋葬料の給與、授業料の給與、小學校維持及建設と云ふやうなもの、彼樣なもので保護を加へて居る次第でありますが、是ではまだ足らぬと思ふので、今度の改正を出した次第でありますそれ以外に今當局者は考を持つて居りませぬが、此外に徹底的の案がございますならば、委員會に於て

篤と拜聽したうございます、樺太の方は本案に關係がございませぬから、何れ主務大臣から更に御答致します。

○伊東知也君 議長。

○議長（大岡育造君） 伊東知也君。

〔「登壇々々」と呼ふ者あり〕

○伊東知也君 簡單でございますから……

〔「登壇々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 許可致しました。

○伊東知也君 警は徹底します「傷痍者又疾病」と云ふことがある、是れは矢張地方長官が、何か檢査官でも置いて調べた上に、御許になる御方針でございませうか、如何なものでございませうか、又小西君の御質問中に、私は甚だ解し難いことがありますから、一應小西君に御聽したいと思ふ、初めは人類學上の參考品として、保護しなければならぬと云ふ文句があるかと思ふと、今度は人道上の問題であるから助けなければならぬと言ふ、どうも帝國の臣民は、縱しや「アイヌ」であつても、人類學上の參考品として保護するなどゝ言はれるのは、甚だ奇怪に思ふのであります、此の點は小西君は聊か御反省になつたら如何かと思ひます、そんなことは更めて答辯には及びませぬが、御互に注意することでございます、政府は疾病傷痍の診査其他の方法に付ての、御成案は無いのでありますか、簡單でございますから、其所から御答を願ひます。

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

○國務大臣（床次竹二郎君） 御答致します、北海道廳に於て專ら世話を致しますが、實際に於ては町村役場でそれに當つて居ります、それなら間違ない積りであります。

○伊東知也君 細則はありませぬか。

○國務大臣（床次竹二郎君） 別段細則は要しませぬ

○議長（大岡育造君） 日程第四、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 本案は委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ議長指名、九名の委員に付託することに決します――日程第五開墾助成法案の第一讀會を開きます。

第五 開墾助成法案（政府提出） 第一讀會

開墾助成法案

開墾助成法

第一條 土地ノ農業上ノ利用ヲ增進スル目的ヲ以テ左ニ揭クル事業ヲ行フ者ニ對シ主務大臣ハ豫算ノ範圍內ニ於テ助成金ヲ交付スルコトヲ得

一 開墾、湖海ノ埋立若ハ干拓又ハ開田

二 前號ニ揭クル事業ニ伴フ灌漑排水ニ關スル施設又ハ道路堤塘ノ新設若ハ變更

第二條 助成金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工事開始ノ年ヨリ工事終了後四年ニ至ル期間內ニ於テ之ヲ交付ス

前項助成金ノ年額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ爲其ノ交付ノ日迄ニ支出シタル總金額ノ百分ノ六以內トス

第三條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ最後ノ交付ノ年ノ翌年ヨリ起算シ二十年內ニ於テ其ノ受ケタル助成金ヲ返還スヘシ

第四條 助成金返還ノ義務アル者助成金交付ノ土地、事業又ハ事業ニ依リテ生シタル設備ヲ讓渡セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ國ニ讓渡スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 助成金交付ノ土地、事業又ハ事業ニ依リテ生シタル設備ノ移轉アリタルトキハ移轉前ニ交付アリタル助成金ノ返還ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ承繼人前者ト連帶シテ其ノ返還ノ義務ヲ負フ但シ國カ承繼人タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 主務大臣ハ助成金ノ交付ヲ受クル者又ハ助成金返還ノ義務アル者ニ對シ助成金交付ノ土地、事業又ハ事業ニ依リテ生シタル設備ニ關シ報告ヲ命シ、當該官吏若ハ吏員ヲシテ書類會計物件若ハ工事ヲ檢査セシメ又ハ監督上必要ナル命令ヲ發シ若ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ主務大臣ハ助成金ノ交付ヲ受クル者又ハ助成金返還ノ義務アル者ニ對シ助成金ノ交付ヲ停止シ若ハ廢止シ又ハ助成金ノ全部若ハ一部ノ即時返還ヲ命スルコトヲ得

一 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ

二 事業ノ全部又ハ一部ノ停止又ハ廢止アリタルトキ

三 助成金交付ノ土地又ハ事業ニ依リテ生シタル設備ヲ農業上ニ利用セサルニ至リタルトキ

四 助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

五 詐欺ノ手段ヲ以テ助成金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第八條 私人ノ助成金返還ニ付テハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス

第九條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ北海道ニ之ヲ施行セス

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（山本達雄君） 唯今議題となりました開墾助成法案に付て、提出の理由を大體申述べます、國民食料品の需要に對しましては、將來安全なる供給の方法を立てますることは、國民の生計、國家の存立上缺くべからざる事項でありまして、是が供給の根本は、生產の增加に在ることは申すまでもありませぬが、就中耕地の擴張を爲し、地盤の面積を擴張することが、最も重要なる關係を有することゝ存じます、政府は既に大正七年より土地利用の調査計畫に著手致しまして、開墾の見込の地には、是まで技術者を派遣して、開發の方法等に付て十分の調査をしつゝあるのでございます、併し是等の調査を利用して、開墾の事業を確實に現實にせんとするには、開墾當初收益未だ十分ならざる相當年限間、投入資本に對しまして、不足補給の趣旨を以て、相當助成金を交付すると云ふことは、最も有効にして適切なる奬勵方法と認める次第でございます、是に依りまして速に相當の新耕地を開墾して、他の施設と相待つて、國民食糧の供給を潤澤ならしめ、併せて農村の振興に資せんとする次第でございます、之が提出の大體の理由でありまする故に、願くは愼重審議の上御協贊あらんことを望みます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 田中萬逸君。

〔田中萬逸君登壇〕

○田中萬逸君 現今問題となつて居りまする此食糧の潤澤、言葉を換へて申しますれば、產米の增加を圖るべき此開墾助成法案を提出になりまして、其提出の理由の大體は、唯今拜聽致しました、頗る有効にして適切なる施設であるとは存じますが、扨仔細に此法案を一覽して見ますると、甚だ不徹底、又甚だ姑息であると云ふ感じを致すのであります、其最も私の遺憾に存じます點は、此助成金の交付に就て百分の六以內に限られたことであります、此百分の六は一町步に致しまして僅か九圓の助成金にしかならない、而も之が五十町以上の土地に限られて居る此御方針は甚だ私等は了解に苦しむのであります、今日日本の農業を見まするのに、小農殊に此自作農の奬勵を圖られると云ふことは、最も的確に產米の多量を期せらるゝ、最良の方法であると私は確信して居ります、然るに僅に一町步に對して九圓の助成金を與へて、五十町步以上を開墾するに非ずんば此本案の恩典に浴することが出來ないと限られて居るのは、如何であらうかと思ふのであります、私から見ますれば、百分の十、百分の十五、是位でも尙ほ少なしと思ふのであります、此點に付て明瞭に御答を願ひたいと思ひます、それと從來斯る法案に類似のものには、地方費より保護されることになつて居りますが、此案は地方費より更に保護させることに爲さるのでありますか、如何でありますか、此點に付て御答を願ひたいのであります、それからもう一つは此勞力の關係であります、今日工業が非常に發達致しまして、國家の爲めに誠に喜ぶべき現象でありまするけれども、農村に居住して居りまする者より見たならば、此工業の振興の爲めに、農村に於て勞力に非常に拂底を致して居ります、自作農であるとか、小作農とか云ふものは、沼々として此工業方面に走つて、農村に於きましては、勞力が非常に拂底を致して居る、それが爲めに從來一段步より一石若くは二石位の收穫のあつた所は、三割四割の減少を見ると云ふやうなことで、產米の高か、是等の關係より非常に減じて居りますのみならず、或地方に於きましては、小作農者の如きは、一日二圓の勞銀

を工業に依つて得られるけれども、農作を致したならば、僅か四五十錢にしかならない、それが故に相率ひて工業方面に走つて、耕耘耕培の事は閑却して居る、さうして收穫米の少なかつた曉には、地主に迫つて――力を以て地主に迫つて之を免除し、若くは輕減させれば宜しいと云ふやうな惡傾向がありまして、それが爲めに延て產米が非常に減少を致して居ると本員は見て居るのであります、强ち耕地の增加をせられると云ふことが、今日の狀態より見て、產米を增加すると云ふ適切な方法であるとは存じ得られないのであります、此耕地の增加と共に勞力を按排して、而して小作農と地主の間の圓滑を圖るとか、自作農の獎勵をすると云ふことに付きましても何かの考慮をせられて宜からうと存ずるのでありますが、此點に付きまして明瞭に御答を願ふのであります。

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

○國務大臣(山本達雄君)　此案の中に六朱の補助をすると云ふことに付きまして餘り補給が少くつて、之を一割若くは一割五分と云ふ如きものに、何故しないかと云ふことであります、先づ開墾に付きまして常に苦しみますることは、御承知の如く開墾なるものは、直ちに收益が收らぬのであります、之に就て自ら開墾を致しますれば、或年限の間は資本を下して、而してそれに付ては利子が生じないと云ふことが生れるのでございます、故に此開墾は非常なる苦痛を感ずるのでございます、併し此法に依りますると、先づ開墾をして後四箇年の間は、六朱の補助を與へると云ふことになつて居ります、故に其開墾の間――四年五年と云ふ開墾の間、其上に尚ほ四箇年の間六朱の補給をすると云へば、丁度七八年の間は何等の利子を入れず、無利子の資本を以て開墾をすることに相成ります、故に此位のものならば適當であらうと云ふことで、六朱としたのでございます此六朱なるものは、御承知の通りに、普通の公債が五朱でございます、又は確實なる債券の如きものも六朱前後のものが多いのでございます、故に先づ此所等あたりが適當であらうかと云ふ考へ、それから小農に行かずして、先づ五十町步の如きものをやると云ふ考でありますことは、小さな開墾でありますると、小農が自然にやるのでございまするが、どうも大開墾になりますると、兎角資本が餘計要りまして、是まで未開墾のある場所は、多く坪數の多い所があります、故にどうかさう云ふ所の官有地、或は公有地などに付て、約十五箇年の間に二十五萬町步を當てにしまして、やりたいと云ふ考でございます、故に斯く決めた次第でございます、それから此補助なるものは地方費でやるか或は中央費かと云ふ御質問でありますが、是は地方費には依らずして、中央政府より補助を爲すと云ふ考でございます、第三には兎角地方には勞力缺乏であつて、甚だ產米の如き物が少くなる傾があると云ふ御質問でございますが、成程地方に於て、勞力が次第に減少の傾を持つと云ふことは、是は工業發達の如き、或は鑛山の如き自然に進步發達を來すと云ふ上に付ては、已むを得ない傾向でありますが斯の如き事は防ぎ得るならば、成たけ防ぎたいと云ふ考を持たなければなりませぬ、乃ち此開墾助成法の如きものをして、さうして開墾を政府より獎勵すると云ふことは、地方に於て成たけ此農民が都會に出、色々變化するやうなることを成たけ防いで、さうして御質問の產米を成たけ餘計にし、さうして勞働者が地方で斯の如き開墾をして、成たけ地方に足が留まるやうにと云ふ方の途を執る次第でございます、而して此勞力に付て之を地方に留めると云ふ方に付ては、外に何か考も無いかと云ふ事でございますが、此所に於きましては、此開墾助成法だけの如き說明を申上げて置きます。

○高田耘平君　議長。

○議長(大岡育造君)　順序があります――藤井善助君。

○藤井善助君　簡單でありますから此處で……

○議長(大岡育造君)　許可致します。

○藤井善助君　唯今政府の御說明に依りまして、目下の急務たる食糧問題を解決すべき恒久的の施設としては、本案の如きものは頗る必要を認めるのであります、斯の如き必要なる目的を遂行する上に於きましては、其方法の設定に付て、萬遺憾なき考慮を拂はなければならぬと思ふのでありますが、今此法案を一讀致しますると、第一條の目的、即ち開墾湖海の埋立、若くは干拓又は開田、是等の事業を爲す者に對して補助金を與へる――助成金を交付する、是が本案の趣意になつて居るのでありますが、過去及現在の是等事業の狀況の上から見ますると、開墾事業に付ては、此事業を施行しまする鄰接地主の同意、又は湖海の埋立、若くは干拓事業の如きは、或は治水の關係、若くは水產業者の現在得て居る利益を喪失する報償、或は漁業權者、殊に定置漁業などをやる所の定置漁業權者などの、是等に對する支障の案件等か、自然に斯の如き事業遂行の上に付きましては故障となつて、是等の事業の目的が達せられぬ事實が、往々にして過去及現在に於てあるのであります、本案に於ては、唯々僅かの助成金を交付すると云ふことに依つて、開墾を助成しやうと云ふことに、本案の趣意がなつて居るのでありますが、唯今申述べるが如く、水產業者の故障を排除する、若くは鄰接地主の同意を要するが如き、或は土地收用令に準據したるものを適用するが如き、若くは水產漁業者の如き者に對する報償金を、政府は是等の事業施行者等の間に介在して報償金を查定するが如き斯樣な事業施行の上に對する支障を排除すると云ふ點には、政府は考慮を拂はなかつたのでありませうか、此點に對して御答を――序ながらもう一つ、此「又ハ開田」開田と云ふ文字がありますが、耕地整理などの過去の事業の上に於て、見馴れぬ聞馴れぬ文字でありますが、此開田の意味を伺ひたい。

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

○國務大臣(山本達雄君)　唯今の第一の御質問は御尤でありまして、政府に於きましても、此邊の妨になることは、是まで屢々それに關係しまして、どうかしたいと云ふことでございます、此度耕地整理の法律の改正案を出しますが、此耕地整理の改正案に付きましては、其事は總て取除ける意味を以て改正案を出すことになつて居ります、それで御承知を願ひます、それから第二の開田、是は畑を水田に直すと云ふ意味であります。

○議長(大岡育造君)　秋田寅之介君。

〔秋田寅之介君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○高田耘平君　議長。

○議長(大岡育造君)　唯今秋田君に發言を許してあります。

○秋田寅之介君　唯今議題となつて居ります議案は國民必需の食糧問題でありまして、至極同感する次第であります、之に付きまして、少し政府の所見を伺ひたいのであります、兎に角勞働者の都市集中は人口の增加に付て、家屋の增設と相反して、年々田畑の減ずることは、全國を通じて僅少でないと思つて居るのであります、然るに政府の發表の米產額豫想表は、每年五千四五百萬石內外である、固より農業の研究改良等に依つて、多少の增收等はあるとしても、一面には農を捨てゝ工商に走り、今や山間僻地までも、將に愈々荒れんとする折柄であります、尙ほ此際に當つて、政府は矢張同樣の結果の報告をしてあるやうですが、政府は田畑の漸減の事實を調查せられて居るか、どうであるかと云ふことを第一に聽きたい、若し調查してあるならば、全國に亘つて年々此減損しつゝある段別、及其程度はどの位になつて居るか、各府縣に亘つて明細なるものがありますれば、之を承りたいのであります、萬一此調查が無いとすれば、抑々政府は如何なる根據に依つて幾許の段別に依つて此豫想表を作り得られるのであるか、又田畑の減損は無いものであると思召になつて居るのであるか、此點を伺ひます、固より豫想の事でありますから、正額は期し難いと致しましても田畑が年々減損しつゝある事實が明かなる以上は、實際の段別減損を調查せずして、單に產額の豐作とか、或は平年作とか、又は何割減と稱しても、實際收穫の豫定は、之を作り得ざるものと考へて居るのであります、恐らく政府は愼重に御調查の上であると云ふことは、本員は信じて疑はぬのでありますが萬一周到なる調查が無くして、單に收穫の豫想を以て食糧問題の計畫を立てられると云ふことならば、之に依つて生ずる國民の食糧問題は、大なる齟齬を來たすものではないかと思ふのであります、第二は開墾の助成金でありますが、曩に田中君も述べられましたが、百分の六と云ふことでありまするが是は無いよりは無論優つて居ると云ふことは論を俟たぬ話でありまして、又實に好案でもあります、併ながら此僅少な額の助成案が、果して効果があるのでありませうか、否な本員は頗る此の効果の有るか無いかと云ふことを疑ふのであります、更に食糧問題は今日社會問題中、最も大なるものなることは申すまでもない事でありまするが、自給自足の必要は、世界の大戰に依つて、苦き經驗を得て居る一大事例であります然るに我國の現狀を顧みまするに、人口は愈々增加し、此唯一の供給者たる田畑は、各種の工業及鑛山業等の發達に伴つて、是等に要する工場敷

地及家屋の増設等にて、年々減少すると云ふことは何人も認むる所であると考へて居る、殊に米産地を以て任ずる、又多大の産出地たる九州及中國に於て減損を見ることが甚しいのであります、又小作農業者は、次第に農を捨てゝ工商に走つて居るのです、此時此儘放任するやうなことがあつたならば、我國も亦英國と同じく、食糧に於て著しき苦痛を感ずるに至りはしないかと思ふのであります、又一旦有事の際には、由々しき不幸の一大事を生ずることではないかと憂慮する者であります、否現在に於て、鄰國支那は防穀令を布いて居るのであります、況や戰時に於て如何なる事を致すか、又政府當局は蘭貢、西貢等の輸入も御計畫は固よりあるでありませうが平時に於てすら、支那政府は防穀令を布いて居るのであります、況や西貢、蘭貢等に於て、此戰時に於て如何なる事を爲すか、又平時に於ても防穀令を出さないと云ふことは、測り知るべからざるものである、それで私は農業も工業に劣らぬ、拮抗せんとすることを企てると云ふことは、爲政者の最も肝要なる事であつて、農業が動もすれば工業に壓迫されつつあるときに、政府が本案を提出されると云ふことは、洵に機宜に適したるものと本員は同感に禁へぬのであります、と同時に自給自足の一端としては、荒蕪地を開き、湖海の埋立、並に干潟地等を埋立て進んでは山間僻陬に至るまで汎く開墾を爲すは目下の急務で、是が奬勵は、一日も忽にすべからざるものであると深く信じて居るのである、然るに商工の盛んにして農業の不利なる今日、本案の如き僅々百分の六位の助成を以て、而も其助成たるや、一例を擧ぐれば彼の航海補助の如く、其他の補助金の如く政府がたゞ之を與ふるものでなく、單に二十箇年間貸付をしてやると云ふ事である、而して其貸付金は早晩返還せねばならぬ、斯る助成法に依つて、果して政府は此目的を達し得ると云ふ御考になつて居るか、此點に付て聽きたいのであります、政府の精神の在る所は最も歡迎する者であるが、唯々其實現の方法に於て本員は疑ふ者であります、仍て政府は今日社會重大問題を決するに當つて將來を慮り、此際一大英斷を以て唯今提案されて居るより以上の補助金をやる、其上に助成を爲して、目的を貫徹せしむると云ふ御考か無いかと云ふことを承りたい、而して此助成法の理由書に「北海道ニ施行セス」とありますが、固より北海道に施行せずとありますから、朝鮮臺灣には、當然此令は施行せざるものと考へて居りますが、是は左樣心得て間違がありませぬか、又同樣の必要があると政府は御考になつて居るかどうか、それから是は一寸之に關聯する事でありますが、農相に聽くのはなんですが、此開墾をやると云ふことに付きまして、資金の固定すると云ふことは是れ亦何人も承知して居る所でありますが、是れ等は特殊銀行即ち農工銀行とか、勸業銀行が相當の便宜を與へることでなければ、迚も民間に於て、嚮に農相から御答になりました御話中に、十五箇年に二十五萬町歩を開拓すると云ふ仰せになつたやうに承りましたが、是は私が聽誤つて居る點があるやも知れぬが、斯る大町歩のものを作りますのに、迚も個人の手で容易に是等が行はれると云ふことは、政府に於ては御考がありますか知れませぬが、我々の考へる所では、是亦甚だ疑ふ所であります、それで是等に付ては、政府は其特殊銀行に向つて、相當の便宜を與へるやうに、御命令でも爲さる御考があるかと云ふことを承りたいのであります、それから次に此段別が此法案には書いてありませぬが、段別の大小を問はず助成になると云ふ御考であるか、併せて承りたいのであります。

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

○國務大臣(山本達雄君) 御答致しますが、第一の近年此工業製造か盛んになりますに付きましては、兎角都會に勞力の集中があつて、隨ひまして地方の是までの田地が段々減ずると云ふやうなる傾があるが、調査して居るかと云ふことでありますが、丁度政府に於きましては、大正五年に於て一通り調査を致しました、其當時に於きまして、大正五年に於て約七千町歩程減ずることになつて居る、併し又其減ずると同時に、一方では開墾が殖えつゝあります、故に此減ずるものと殖えるものとを差引きまして、約三萬町歩餘は、矢張開墾が殖えて行くと云ふことになつて居るのでございます、先づ差引きますれば約こんなものであらうと云ふことでございまして、尤も是は大正五年に於て調べましたのでございまして其後年々増加せられて居ると云ふ事に相成つて居ります、それから開墾に付ての六分と云ふことに付ては、甚だ薄いものである、故に此外に補助を與ふることはどうかと云ふ御質問でございますが、此補助を與へて如何にするかと云ふ事は、實は案が出て居りませぬが、他に考へる事もあつて今丁度調査中でございますが、之に付ては唯々開墾の助成法に於て、六朱を與へると云ふことになつて居ります、それに付きまして、銀行などに付て融通を命ずる如き事はあるかどうかと云ふことでありますが、是は政府より別に之に貸せと命ずる譯に參りませぬが、併し開墾をする地方としては、既に六朱は得られることでありますが故に、銀行なるものは、此資本金を貸せば、假令其田地が、又耕地が耕されなくても、是は六朱は拂ひ得ると云ふ見込が付きます、故に銀行に於ても此開墾業者に融通すると云ふことは、餘程便利にして、さうして安心して、斯る途を以てそれ〲起ることであらうと思ひます、又政府に於ては、出來得るだけ其方の途を以て勸むる精神であります、それから段別の事でありますが、是は先刻御質問で、約五十町歩位の所を先づ程度としてやつたならば宜からうと考へて居ります、其他御質問が一寸記憶しませぬが(秋田寅之介君、「臺灣、朝鮮と……」と呼ぶ)此方は矢張御承知の通りに、北海道の方に於ては、十七年計畫で開墾の方が出來て居ります故に施行致しませぬが、矢張臺灣、朝鮮に於きましては、是は施行する考がありませぬのでして、本土に於てやりたいと云ふ考です。

○秋田寅之介君 今一つ農相に伺ひますが、唯今御話中に大正五年度の調べに依つて、減損したものと開墾したものとの差引が、三萬町歩増加して居ると仰せになつたやうに聽いて居りますが、さうでありますか。

○國務大臣(山本達雄君) さうでございます。

○秋田寅之介君 さうすれば私は茲に質問が一つございます、十五年間に二十五萬町歩御拵になつて百分の六出される、今大正五年度に於ける三萬町歩と申しますと、僅かの間に三萬町歩増加して居ると云ふことでありますから、十五箇年すれば、四十五萬町歩のものが殖えると云ふ意味に考へますが、左すれば此助成法案なるものは、先づ前に申しました如く、無いに優る、無いよりは無論宜しいのでありますが、此三萬町歩と云ふものは、三千町歩の御間違でありませぬか、又一箇年間に増加して居るのですか、それを聽きたい。

○國務大臣(山本達雄君) 一寸大正五年に於て調べましたる所では、減ずる段別が七千町歩で、さうしてそれを差引いて約五萬町歩位は殖えると云ふことでございました――三萬町歩ですれ、そこで今……

○秋田寅之介君 一箇年でありますか。

○國務大臣(山本達雄君) 今御質問の二十五萬町歩と云ふものは、其殖えると云ふ三萬町歩が此中に入つて居るのでないので、それは是までの自然に委して置いて、今申す如き結果を生じて居るのでございます、尙ほ其上に之に依つて進めたいと云ふ考でやつて居るのです(「委員會」と呼ぶ者あり)而して如何にも小さいやうでありますが、是は十五箇年になりますと云ふと、政府の補助として出します金に於て、丁度補給致しまする其金の高が四千五百萬圓になる(秋田寅之介君「分りました」と呼ぶ)初めは洵に小さいやうに思ひますが、段々大きくなつて行きますからして、是が若し實行されましたならば、相當なる効果を得ることゝ信じて居ります。

○小林源藏君 是より分科會を開きたうございますから、御許しを願ひます。

○議長(大岡育造君) 許します。

○高田耘平君 議長。

○議長(大岡育造君) 高田耘平君。

○高田耘平君 自席で申したうございます。

○議長(大岡育造君) 宜しうございます。

○高田耘平君 私も唯今の開墾助成法に付て一寸質問致したい、此問題は我帝國の耕地段別五百九十五萬町歩に對する約二十分の一、即ち二十五六萬町歩を開墾すると云ふ案でございます、容易に私が此判斷に苦しむのでございます、私は、今日こそは米價が非常に暴騰して居りまして、需要者が困る場合でございますけれども今日までの我國の米穀の高下の沿革より申しまして、近き將來にまだ〱大正三四年の如き非常な事件が、米穀下落の結果の到來すべき時機があるに非ざるやと懸念する者でございます而して何人も亦絶對に近き將來に於て、米穀の値段が必ず下落すると云ふことが無いと保證する者は無からうと思ひます、さう致しますれば、全國現在の耕地段別の二十分の一の開墾地を、政府の力を以て奬勵すると云ふことは、既成の田畑を耕して居る所の農民に取つては、中々容易ならざる大問題であると私は信ずるのでございます、私は此問題に付きまして、唯今申上げました通りの所謂憂慮をして居り

ますから、何ふのでございますけれども、若し大正三四年の如く、非常に米穀の値段が下落致しまして一般農民が困憊の狀況に立至りましたならば、農民側から此開墾助成法は、單に五十町歩以上に限る大農を保護するものであつて、是以下の段別一段歩、二段歩、三段歩と云ふ小段別を開墾する者に向つては、何等保護獎勵の途が無い所の、所謂大農を保護獎勵する所の案でございます、さうすればどう云ふ結果になるか、若し大正三四年の如き米穀の値段が非常に下落した場合に於て、農民と致しまして――而して既成の田畑を持つて居る農民と致しましては政府が本年度より八箇年間に三百三十萬圓も金を出して、二十五萬町歩の開墾をしては、米穀の値段が其爲めに一層の下落を來して吾々が米穀の下落に依つて困憊するのは、政府が此助成法案に依つて、大農を保護したる結果であると云ふことに立至るものである、是は必ず近き將來に於て、現出すべきものと私は信じます(「御心配に及はぬ年々人間が殖へる」と呼ぶ者あり)私は斯様な憂慮を持つて居る者でございます、若し斯る場合が出來ました時に於ては、政府は如何なる考を以て此問題を處する積りでございますか、米價は何程下落しても、農民は何程困憊しても、尙ほ此助成法の如きものを以て、五十町歩以上の開墾を爲し得る、大地主を保護する意思を繼續する見込であるや否やと云ふことを伺ふのでございます、大體御分りであらうと思ひます、尙ほ御分りになりませぬければ、何度でも御尋します。(「委員會でやれ」と呼ぶ者あり)

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

○國務大臣(山本達雄君)　一寸御質問の要領を承知しませなんだが大正四年の如く米が十二圓三圓と云ふ如く米が下落すると云ふと農家は甚だ困る、故に今日斯の如き開墾の事業を爲して、さうして米の餘計出來るやうなことは農家に付て苦痛である、故に宜しくないでないかと云ふ御質問でございますか。

○高田耘平君　少し違ひます、さう云ふ意味でありませぬ。

○國務大臣(山本達雄君)　どう云ふ意味です。

○高田耘平君　斯う云ふ意味です、若し大正三四年の如く米價が非常に下落した場合に於きまして、今後農民側から云へば、殊に此開墾助成法の力に依らずして、既成の田畑を持つて居る農民から云へば、開墾助成法があつて、二十五萬町歩以上の耕地が殖えた爲め、尙ほ一層米穀の値段が低下を甚しくしたと云ふ考を農民が持つ、さう云ふ場合になれば、成程今日こそ、米價暴騰の爲め非常に世間が八釜しいが、米價下落の爲めに尙ほ一層の問題を來して、此助成法等を成立することの出來ない場合に立至りはしないか(此時私語する者あり)

○議長(大岡育造君)　靜粛に……

○高田耘平君　若し斯う云ふ場合には政府は如何にするか、斯う云ふのです。

○國務大臣(山本達雄君)　今日は成程――大正四年の時は甚だ米が安くなりまして、大隈內閣に於て態々米の價を高くする爲めに、買入れると云ふ心配をしたことがありましたが、是は實に稀有の事でありまして、年々の統計を見ました所が、常に外國より米を輸入すると云ふことが多いのでございます、平均して見ますると云ふと、食糧品が兎角不足すると云ふ傾向を持つて居るのでございまして、此儘に捨置きますれば、益々食糧の減少を見ると云ふ虞がありまする、故に將來の事を考へれば、何とか開墾事業を獎勵して、而して食糧の不足無きことにしたいと云ふ精神で出したのでございます、其故に此開墾の爲めに米が多くして、遂に米が安い爲めに農家が困ると云ふやうな事が起りましたならば、其時に於て又應急の手段を講じなければなりませぬが、併し食糧品が安くなると云ふやうなる事が起りますならば、幸に此開墾事業の目的を達したものとして、洵に私は幸に存じまする(拍手起る)

〔岩崎勳君「議事進行に關する動議があります」と呼ふ〕

○議長(大岡育造君)　岩崎勳君。

○岩崎勳君　政府提案は議事規則の明示する通り、委員會に付せらるゝものであります、其故に是れ以上の質疑は委員會に讓りまして、之を以て本會の質問は終結したいと云ふ動議を提出致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　尙ほ一名ありますけれども、岩崎君の動議を先決するのが順序であります、岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なければ此程度を以て本會の質問を終りまして、委員會に付することに致します、日程第六、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題に致します。

第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎勳君。

○岩崎勳君　委員の數は特に二十七名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なければ委員の數は二十七名とし、議長指名に依つて決します――御異議なければ右の如く決定致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　日程第七、第九、及第十一は便宜上一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なければ一括議題と致します――鈴木政府委員。

第七　裁判所の設立に關する法律案(政府提出)　第一讀會

裁判所の設立に關する法律案

(本案は本卷七〇二頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く)

第九　大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出)　第一讀會

大正二年法律第九號中改正法律案

(本案は本卷七〇二頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く)

第十一　不動產登記法中改正法律案(政府提出)　第一讀會

不動產登記法中改正法律案

不動產登記法中左ノ通改正ス

第八條ノ二　司法大臣ハ一ノ登記所ノ管轄ニ屬スル事務ヲ他ノ登記所ニ委任スルコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔政府委員法學博士鈴木喜三郎君登壇〕

○政府委員(法學博士鈴木喜三郎君)　唯今議題に上りました三案に對しまして、其提出の理由を申上げまする、大正二年行政整理の結果廢止せられました區裁判所中六十四箇所は、昨年までの議會に於きまして御協贊を得まして、既に復活したのでございます、併ながら未だ是のみを以ては、民衆の便利を完うすることが出來ませぬから、茲に三十一箇所を擇びまして、本案を提出致しましたる次第でございます、而して斯く區裁判所を復活するの結果、管轄區域を變更致さなければなりませぬから、大正二年法律第九號の改正案をも提出致しました、而して區裁判所を復活致しますると云ふと、不動產登記を致しまする出張所に付きましては、却て遠隔の場所を生じまして、區裁判所の復活ありしが爲めに、却て登記事務に付ては不便を來すと云ふやうなる結果を見ることがありまするからして、爰に不動產登記法の中に一箇條を加へまして、一の登記所の管轄に屬する事務を他の登記所に委任すると云ふことの法律を設けまして、其不便を補はうと考へた次第であります、提案の理由既に斯の如くでございますから、何卒御審議の上御協贊を希望致します。

○議長(大岡育造君)　前川虎造君。

〔前川虎造君登壇〕

〔拍手起る〕

○前川虎造君　裁判所復活の事は、唯今司法當局の御話の通り、どつちかと云へば議會全體が屢々要求した結果でありました、私共洵に此點は時宜を得たものと思ふのであります、併ながら屢々前二回に亙つて六十四箇所の區裁判所を置かれた際に、委員會に於ても屢々當局の意見を聽きました事柄があるのであります、それは何であるかと云ふと、此提出の理由に依りますと、土地の狀況交通の便否に鑑みて是だけのものを置くのだと云ふことがあるのであります、如何にも吾々の要求した――區裁判所增設を要求した趣意もそこに在るのであります、併ながら置かれた區裁判所の位置を見ますると云ふと、土地の狀況に甚だ反し、又交通の便否に甚だ副はない箇所が、是までの中にも現に在るのであります、一例を擧げますれば、兵庫縣下に於て明石區裁判所が復活された爲めに、兵庫縣の美囊と云ふのが――美囊か加東郡か一寸記憶しませぬが、一郡此明石の區域になつて居るのであります、元と是が復活せられぬ前には、姫路の管轄になつて居つたのであります、姫路區裁判所の方には、電車が通じて居るのであります、それから明石に出るには全部ではありませぬ

が、遠い所は三四里も歩いて往かにやならぬと云ふ有樣になつて居る、それで此地方の人達は、却て元の姫路に往く方が、餘程便利であると云ふやうな考を持つて居るのであります、是は交通の便否と云ふ方です、それから土地の狀況の方から言ふとどうなつて居るかと云へば、一例を擧ぐれば岡山縣下であります、岡山縣下の地方裁判所は何所に在るかと云ふと、備前の西の端に在るのであります、備前の一番西の端の三津郡と云ふ郡に在つて、其直き隣が備中になつて居るのであります、備中はそれから西は備後に對してずつと擴つて居る、擴つて居りますが備中の方には區裁判所が既に三箇所置かれて在るのであります、然るに此備前には、地方裁判所の内に區裁判所を併置されて居るが爲めに、備前には一の區裁判所も無いのであります、嘗て此和氣郡の片上町と云ふ所に區裁判所が置かれてあつた、是が大正二年の政費節減の以前に、此區裁判所と云ふものは有名無實になつて居ると云ふことを聞いて居るのであります、所が此備前には六郡ありまして、俗に極東四郡と申しまして、和氣、赤磐、それから何とか四郡管轄して居るのであります——邑久、上道——邑久郡に上道郡、是等は丁度備前の海に面した方になつて居りまして、岡山の區裁判所へ出ると云ふことは非常な困難である、却て備中の玉島などと云ふ區裁判所は、鐵道に乘つて來れば僅に十五分か二十分で、岡山の地方裁判所に出て來ることが出來ると云ふ便利を有して居るのであります、斯樣な譯でありますから、土地の狀況、交通の便否に鑑みると云ふ事には甚だ副はないと私共は信ずる、此外にも各地に色々さう云ふ例がある、是はさう云ふ例が出るのが當然であつて、司法當局は復習であるが故に、是まであつた場所に置く、併し追々裁判所が成立して十分に出來上つた上には、相當の時間を假つて其間に整理をすると云ふことを言はれて居る、是は委員會でさう言はれて居る、其特別委員會に於て、どうせ整理されるならば、置かぬ先きに整理を爲すつて、一年間と云ふ考慮の時間があるのであるから、再び又面倒を見ないやうに、今度新設される分は、どうかそれらも加味して貰ひたいと云ふ事を要求したが、出來得られるだけはやると云ふ御話であつた所が一つも是には加味されて居らない、併し是は時間も短かつたから、さう云ふ事をやる暇がなかつたと云ふなら宜しいが、將來是等の土地の狀況及便否と云ふことを十分御審査になつて、此置かれた所の九十五箇所の區裁判所は、適當に今後整理なさる御考が有るか無いかと云ふ御答を承つて置きたいと思ひます、もう一箇條序に承りたいのは、國民が區裁判所の增設を要求したと云ふ意味は、強ち土地の狀況便否ばかりではないので、裁判事務の澁滯と云ふことを恐れて、成べく速に裁判事務を進捗して貰ひたいと云ふのも、此事に含まれて居るのであります然るに近來選擧法などでは、略式とか何とか云ふ方法で敏捷に御取扱になるが、其他僅かなる犯罪にしても同一であつて、裁判は成べく愼重に爲さらなければならぬと云ふ事は同一であらうと思ふが、然るに近來の裁判事務の進捗を見ますと、どうせ有罪無罪に拘らず、僅かな事柄に三年も引張れて居るとか甚しきは三年の後になつても、まだ解決しないと云ふ事もある、是は色々法律上面倒なる事件があつてさう云ふ事件に依つて長引くか知りませぬが、極く簡單にして極く明瞭な事すら、中々運ばぬのであります、是は裁判所の事情から申しますれば、判事が思ふやうに出來ないとか、或は檢事が思ふやうに得られぬと云ふやうな事もあるのでありませう、併ながら爰に裁判所と云ふものが此位に完備して、之に伴ふ内容が、或は裁判所は出來たけれども、事務を取扱ふ人が無いとか、判事が缺乏して居るから、相當に配置が出來ないと云ふやうな事情が之に伴ふことになりますれば、恰も國民は裁判所の門だけを眺めて、さうして徒らに嘆聲を漏らさねばならぬと云ふ結果にならうと思ひます、是は甚だ遺憾でありますから、どうか行政事務に付ても、現政府は屡々行政事務の簡捷と云ふことを云はれてゐるから裁判所の事務も簡捷と云ふことに御考慮を煩され、將來斯樣な事の無いやうに、成べく事務を進捗されると云ふ事に御注意下さるかどうか、さう云ふ御意見を持つて居らるゝかどうか、それから序でございますが一體裁判官は終身官である、故に進退の保障が著いて居るから中々長く居らるゝ、長く居らるゝから相當な場所へ皆な舊い人が占領して居つて、若い新進氣鋭の手腕ある人が判事になつても、進級の途がない、是等が抑々一の支障と相成つて、相當なる判事及檢事を得る事が出來ないと思ふ、故に之に對しては何とか考慮を煩されてどん〳〵新しき新知識を續々御登用になると云ふ事に相成つたならば、判事檢事はさう不自由なきやうに御持になる事が、出來る時代が來ると思ひます、此點に付ても司法當局は御考慮になつて居るか、此三要點に向つて此の場合に明に司法當局の御意嚮を承つて置きたいと思ひます

〔政府委員法學博士鈴木喜三郎君登壇〕

○政府委員(法學博士鈴木喜三郎君) 前川君の御質問に御答致します、第一の御質問に付きましては、昨年の議會にも承りました問題でありまして、其當時私から詳細御答申して置いた筈であります、現今の地方裁判所の配置、若くは區裁判所の配置に於きましては、地理上の關係、或は事件關係、便否の關係、經濟上の關係等に付きまして、全く其完全を得て居るものなりと斷言することの出來ないのは、前川君の御說の通りであります、此點に付きましては兎に角にも配置せられたる區裁判所を復活したる後事情の變化が能く定つた曉に於て、整理しなければならぬものであると政府は考へて居ると云ふことを昨年の議會に於ても御答申上げて置いた次第であります、今日に於きましても、尙ほ其考は持つて居るのでございます、區裁判所復活事業が一度完了しました曉は、其經濟上の異動の有樣を見、事件の工合なり、又交通の事情等を考へまして、或場合に於ては二つの區裁判所を廢止して、其中央の場所に一箇所の區裁判所を新設すると云ふこともありませうし或は更に區裁判所を新設すると云ふやうなこともありませうし、或は地方裁判所の位置の變更を加へると云ふこともありませう、是等の事柄は暫く事情の推移を見まして、其整理をする積りであります、それから第二點と致しましては、裁判事務の進捗に付て、何か留意して居る所があるや否やと云ふ御尋でありましたが、其點に付ては、即ち當局としては日夜苦慮して居る所の事であります、其原因は、單り裁判所の責にのみ歸すべきものでもなからうと思ふのでありまして、其原因は他にもあらうと思ひます併し裁判所の側から申しますれば、事件の割合に對して、職員の數と云ふものが誠に少い、即ち一人の平均能率が今日に於ては過重である、是はどうしても人を殖して之を補つて以て、事件の處理を早く進ませると云ふ事にしなければならぬと云ふことを考へて居ります、然るに其人を得るに汲々苦心をして居るのでございますが、未だ其全きを得ないのは甚だ遺憾とする所でございます、併ながら昨年一昨年以來でありますが、昨年から今年に掛けまして、追々其人を充實することが出來まするからして、此遺憾とする點は軈て補ふことが出來まするので、左樣御承知を願ひたいと思ひます、決して此點に付て、司法當局は忘れて居るとか怠つて居ると云ふ次第ではありませぬから、左樣御諒承を願ひたいのであります、それから第三として司法官の昇進は何故に遲い、所謂出世の途が後れるか、此點に付て何か考を持つて居るか、斯う云ふ御尋と承知致しましたが、今日の司法官の進級が遲々として進まず、他の行政官に較べまして、誠に進步の遲々たることを見まするのは、遺憾千萬の次第でございまするが、此點は必ずしも終身官なるが故に、司法官の進步と云ふものが後れるとは見ないのでございます、成程終身官であるから、上の方が詰めなければ、下の者が進んで行くことが出來ないと、斯う云ふ事が一寸一理由のやうに思ひまするけれどもが、今日の俸給令制度に致しましても、まだ〳〵澤山昇り得る餘地があるのです、昇り得る餘地があるのでありまするが、如何せん之を昇らしむる所の金が無い、即ち豫算が無い、斯う云ふ事が一大原因を爲して居る、此點に付きましては夙に憂ふる所がありまして、毎年皆さんの御協贊を願つて居る次第でございます、本年も多少ではありまするけれどもが、幾分かの增額の豫算を提出して居りまするからして、何卒此點に付ては御協贊を希望する次第でござりまするが(笑聲起る)で此豫算に向つて私は滿足致しませぬ、尙ほ益々此點に增加をし加へまして、優秀なる人を集めてさうして先程申しましたる所の事件の審理を進ませて行かうと、斯う云ふやうな考を持つて居るのでござりますからして、左樣御諒承を願ひます。

○議長(大岡育造君) 右三案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 三案を一括して、委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ委員の數を十八名とし、議長指名に決することに致します——

日程の第十三、第十五は、便宜上一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(大岡育造君)　御異議なければ一括議題と致します、鐵道敷設法中改正法律案、北海道鐵道敷設法中改正法律案。

第十三　鐵道敷設法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

鐵道敷設法中改正法律案

（本案は本卷七〇一頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

第十五　北海道鐵道敷設法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

北海道鐵道敷設法中改正法律案

（本案は本卷七〇一頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

○政府委員(床次竹二郎君)　議長。

○議長(大岡育造君)　床次鐵道院總裁。

「政府委員床次竹二郎君登壇」

○政府委員(床次竹二郎君)　鐵道の改良並に鐵道の普及及速成と云ふことは、今日の時機國運の進展を圖る上に於て、最も必要なる事柄と考へるのであります、それ故に既に御承知下さる如く、鐵道豫算を以て大正八年度以降十八年度に亘つて、既定額と合せて總額七億四千四百餘萬圓の、建設並に改良に關する費額の御協贊を仰いで居る次第であります、右の中鐵道の普及並に速成に要する建設費が、追加になりまする高一億四千四百萬圓でありますが、右申す普及並に速成の趣意よりして、既に工事著手中のものの中で「敦賀新舞鶴間」「今市濱田間」「濱田山口及益田萩間」「村上秋田間」「川之江西條間」「宮崎佐伯間」「伯備線肥薩線」「長岡高崎間」「西條松山間」「岐阜高山間」の鐵道及び輕便鐵道等の既定年割額の中、大正十二年度以降に屬する額千六百九十餘萬圓を、大正八年度以降四箇年度即ち十一年度までに繰上げまして、それに合せて新たに「琴平池田山田間」「和歌山相可間」「長萬部輪西間」「久留米大分間」「松田狩浦間」「高山富山間」「釧路網走間」の本鐵道七線、其延長五百四十六哩、之に合せて輕便鐵道十一線其延長三百三十一哩、合計八百七十七哩、此線路を選定致しまして、其費額は一億四千四百餘萬圓になりますが、之を大正八年度以降十八年度に亘つて追加要求を致したことは、既に御承知下さる通りでありますが、即ち此本鐵道——新に追加致しました本鐵道七線、本州に於て五線、北海道で二線であります、此五線並に二線をそれ〴〵追加せんが爲めに、鐵道敷設法並に北海道鐵道敷設法中に追加を致さんが爲めの改正案であります。

「拍手起る」

○三輪市太郎君　議長三輪……

○議長(大岡育造君)　三輪君。

○三輪市太郎君　此場合政府に質問を致したいことがあります。

○議長(大岡育造君)　許可致します。

「三輪市太郎君登壇」

○三輪市太郎君　議題となりましたる鐵道敷設法中改正法律案中の第七條に關聯致しましたる所の、名古屋富山間に於ける鐵道敷設の政府の御方針の在る所を、此機會に質問を致したいと思ふのでございます、諸君御承知の如く、此名古屋富山間に於ける鐵道の敷設建議案は、私共より屢々提出を致しまして毎度滿場一致の御協贊を得てある所の線路でございまして、其中四十議會に於きましては、太田高山間を協贊を與へ、其接續たる所の太田富山間は、今大臣が說明せられたる如く、此議會に提案をされたのでございまして、是が通過をするならば、名古屋富山間と云ふ線路の殆ど八九分通りは、吾々の意見を容れられたものでございまして、此點に對しては、先づ以て感謝の意を表するのでございます、然るに其太田名古屋間の一小部分が、今尙ほ提案を見るに至らないのでございまするが、是れは諸君御承知の如く、四十議會に於て此提案を見ないが爲めに、政府の方針は那邊に在るかと云ふことを、私は非公式ながら當局者に問ひ質したのでございまするが、當局の曰く、曩に豫定線になつて居る所の岐阜多治見間を四十議會に提案を爲したる爲めに、其中間驛の太田より先づ以て高山までの聯絡が取れるからして早晩名古屋を起點とすべきの時期はありと雖も、今は左程急ぐ問題でなからうと思つて四十議會には提案をしなかつたと云ふ政府當局の御說明でございました、併しそこは吾々の見る所は、其當時の當局と意見を異に致して居りまして、太田以北の此線路の工事の材料を運搬する等の上より見るも、名古屋を起點として名古屋より運送すれば、此工事の經費の上に於ても、約百五十萬圓乃至二百萬圓の減額を見られる、而已ならず、太田名古屋間に線路を敷設すると雖も、諸君御承知の如く、彼の地方は平坦にして何等隧道の一箇所あるでない、僅かに木曾川の一川ありと雖も、是亦幸に其架橋をせんとする場所では、僅に百二十間若くは其上流にて行へば、六七十間の幅員よりないのでございまして、工費は如何にも飛驒線の如き、多額の費用を要する線路と比較致して見たならば、實に僅かな金で出來るのでございまして、是は吾々素人の概算から見れば、三百萬圓多くも四百萬圓の經費と見積つて居るのでございます、そこで政府に於ても稍々了解が出來まして、然らば議場に於て諸君が同意を致すならば、來るべき議會にでも提案を致さうと云ふことに略々交渉が成立ちまして、そこで本會に建議を更めて致したのであります、所が此建議案を提出したる後、即ち是が議題になるべき前々日に、憲政會の田中善立君と便所に於て行會ひまして、田中君の當時曰く、政府は甚だ怪しからぬからして、質問を爲さんとするが、どうであらうかと云ふ御相談がありましたが、眞に地方の利害を君考へるならば、此場合政府も稍々了解を得て居る事であるからして、さう云ふ質問は思止つたら宜からうと云ふことを御相談して、田中君も其意を諒として、私との間の私交上親密の關係でございますから、必ずそれでは質問しないと云ふことを誓つたのでございまして、私は紳士として彼の言葉を信じて居りました所、當議場の議題となりますると、豈圖らんや當局に向つて彈劾的の質問を發したのでございます、殆ど挑戰的の質問を發したのでございます、前總裁、當時の副總裁たる中村是公君は、御承知の氣性の爲めに、遂に政府は其線路の必要はないと認めますると云ふことを、此演壇に於て放言をされたのでございまして、實に私は意外の感を持ちました、此中村君の答辯の爲めに、議場の形勢は一變致して、其建議案は否決されるかと私は杞憂を致したる所、却て此線路の必要なることは、愼重審議の結果、是亦滿場一致で通過を致したのでございます其滿場一致の協贊を得ましたるのは、即ち其以前に屢々提案を致しましたる趣旨、此線路は東海道と北陸線との聯絡の要路線でありまして、而も我が本土の中部を橫斷し、最も必要なる軍事上及産業上より一日も忽諸に附すべからざるの線路なるが故に、斯る當局者の放言されたにも拘らず、其案が通過を致したのでございます、所が此度又提案を見ないのは甚だ意外とする所でございまするが、是は察する所或は私の見當が違ふのかも知れませぬが、前の中村是公君に對する情誼か、將又財政上の都合か、其他何か理由のあることかも知れませぬが、其邊は敢て問ふ所ではございませぬが、どうしても此名古屋を起點とすべきことは、御承知の如く大垣には機關車の給水の關係の爲めに、急行列車も停車なさざるを得ず、然るに其中間の岐阜を起點と致したならば、矢張急行を停車しなければならぬ、僅かの距離の間に於て、三停車場も急行列車が停車する如きことは全く此鐵道に從事して居る人々と雖も、到底出來ないことである、是はどうしても名古屋が起點でなければならぬと云ふことは、何れも認めて居る問題でございますから、幸に現內閣は前の行掛もありませず、殊に今日では副總裁の如き最も前の關係もあらせられず、多年鐵道に經驗あらせらるる所の副總裁を戴いて居る所でございますで、公平なる見地より此名古屋太田間の線路は、至急敷設せらるるの必要ありや否やの御意見が伺ひたいのでございます、或は何年度と云ふことは、色々の機關も經由せられなければならぬからして、此點に付ては御迷惑かも知れませぬが、吾々の見る所は、今申す如く太田以北に此鐵道の材料を運搬する上に於きましても、又名古屋は物資上の集散地でありまして、どうしても是は時期の問題で、名古屋に直通をしなければならぬ線路なるが故に、此太田以北に著手せらるるの以前に起工するか、遲くも太田以北に著手と同時に起工せらるることを望むのでございますが、唯々一言で宜しい、多く承らぬでも宜しうございますが、本員と同じき考を持つて居らるるか否やと云ふことを、どうか政府の御辯明を願ひます、總裁でも宜しいが却て或は副總裁の方が能く御分りになつて居るかと思ひますから、どうか御說明を願ひます。

「拍手起る」

○政府委員(床次竹二郎君)　議長。

○議長　大岡育造君　床次鐵道院總裁。

「政府委員床次竹二郎君登壇」

○政府委員(床次竹二郎君)　御答致します、今の三輪君の御希望の線路は、敢て必要なき線路とは無論

思つて居りませぬ、外にもまだ敷設致したら然るべしと思ふ線路も多々ございますのですけれども、此度の選定には洩れたのでございます、左樣御承知を願ひます。

○議長(大岡育造君) 丸山嵯峨一郎君。

〔丸山嵯峨一郎君登壇〕

○丸山嵯峨一郎君 此度政府からして、鐵道敷設法の改正案が出ました、それは說明にもあります通りに、地方の開發及系絡上豫定線及第一期線中追加改訂を要するものがあると云ふ、斯う云ふ御說明になつて居ります、此地方の開發と云ふことに付きましては、既に昨年新線の提案せられたる時にも、屢々承つて居つた理由であります、本員等も悉く其意に贊成を致して居る次第である、それ故に吾々は國家の爲めに最も有利にして、且つ結局政府の負擔の輕くなるやうにしたいと云ふことからして、昨年より此上越線の比較線を見出しまして、之に就きまして比較調査をして呉れと云ふことを御願ひをして置いたのである、其次第は元來既に屢々本議に上つた通り、信濃及越後に關聯した所の場所で、信越五郡の人が最も切望する所の利害關係のある線路でございます、鐵道網にも既に河東線と云ふものを敷設することに相成つて居る、此河東線と云ふものに直接關係を有つて居るのであります、私の質問は、此信越五郡の者より、殆ど國會の開設せられた其時からして要求して居つた鐵道と云ふものが、今日に至るまで尙ほ顧みられないのである、地方の開發と云ふならば、先づ第一に此邊に著目せらるるであらうと思ふのが、今日更に新線の追加があるに拘らず、此地方に一指だも染めないと云ふのは、果して此地方の改善の爲めに、根本の標準を立てて居らるるのであるかどうかと云ふことを、私は承りたいと思ふのであります、言葉を換へて申しますれば、吾々の要求する此河東線に利害關係のある地方と云ふものは、政府に於て、地方の開發を要求せざる場所であるや否やと云ふことを聽きたいのである、もう一は私が承つて置きたい事は、此鐵道計畫に付きまして、果して此地方の便宜とか、或は必要と云ふ事が基礎になつて居るだらうか、或は又其地方から選出せられたる議員の頭に依つて、決定せらるべきものであらうかと云ふことが頗る疑はしいのである、私が先程申しまする通りに、上越線の一部に就て比較調査を願ふた其結果を致しまして、吾々は當然に此比較線の方を、採つて呉れるものであらうと云ふことを豫期して居りました、即ち吾々が年來希望する所の河東線と云ふものと、及上越線と云ふものは、一に此比較線に依つて二つの効用を收めると云ふことが出來やうと云ふ點から、政府が此河東線に向つて莫大の費用を費さぬでも、僅に其効用を收むる鐵道敷設が出來ると云ふ見地から、頗る政府に期待して居つた所が、其比較線と云ふものに付ては、吾々の信ずる所よりも餘程莫大なる計算を以て、政府は報告せられて居る、即ち一千萬圓の巨額の費用を增すに依つて、此比較線は採用が出來ないと云ふことで、上越の幹線を南魚沼の谷の中へ萎るの政策を執つたのである、吾々は今其利害を此處で硏究する必要はありませぬ、唯々質問に止めて置きますが、政府は此比較線に付ては、當年に於ても請願書の出て居つたことは御存じである、其請願の經過を申しますれば分科に於ては、請願は滿場一致を以て通過して居りました、然るに請願委員の總會に於きましては、何等かの消息が其間に伏在して居るかも分りませぬけれども、何か鐵道院からして、延ばして置く方が宜からうとか、それを通せば反對すると云ふやうな事から延期になつたさうであります、其事は私に於て知らなければ則ち已んで居りまするけれども、此議院の請願委員會と云ふものを外間から指圖して、さうして之を延期するとか否決すると云ふことは、甚だ怪しからぬ事と私は思ふのである、而も其分科に於きましては、異議なく決定を致した所の請願であります、其同じ請願を捉へて、總會に於て之を延期するとか、或は否決しなければ、是には政府は反對すると云ふが如き理由は、何れから果して其事が生じて來て居るのであるか、甚だ以て本員の怪しからぬ事であると思ふのである、又もう一つ私は甚だ此處で申上げるのは、心に於て安んぜざる所がありますけれども、分科に於て此請願が異議なく可決された時に、政府委員は私に向つて、斯樣な案が通過する以上は、輕便は之を否決する、斯う云ふ事を私に言はれた、成程此請願が通過を致し、政府は院議を重んじて之を採用して、更に之を實行することに相成つたならば、中魚沼の輕便を否決若くは取消すと云ふことにならうが、彼れは決して差支ない、併しながら地方の開發とか、土地の必要あるに依つて鐵道に敷設するものであります、然るに徒らに此鐵道を利用して私を爲すと云ふことは、甚だ國民に對して相濟まぬのである、鐵道と云ふものは、政府の方針通りに、地方の開發に必要とか、或は海陸聯絡とか運輸交通上必要なる所に向つて敷設すべきものである、然るに本員が其の請願を通過せしめんが爲めに其處へ出て說明を致した、然るに其の請願を通過せしめる一面には、輕便が否決さるべきものであらうかなからうか、此の點に付いては、餘程諸君も斯樣な例が屢々あると云ふことは、頗る危險な事であると必ず考へるのであらうと思ふのであります、吾々は政府の政策は、此の說明の以外に於いて、地方の開發又鐵道の聯絡上、尙ほ理由以外に於いて之れを出したり引込めたり、隨分肯かぬ議員が其土地から生れて居るとか關係したとか云ふ時に、其鐵道を敷設すると云ふやうな方針を執つて居るかどうか、甚だ奇體なる質問でありますけれども、併ながら此議院の神聖なる場所に於ては、政府は必ず此點に付て、明白なる答辯をしなければならぬと考へます、私は此場合此河東線なるものは、政府に於て、今日尙ほ其必要を聊かたりとも認めて居ないかと云ふことの質問と、及唯今のやうな、人に依つて鐵道は架けるものであるか、地方の必要に應じて架けるものであるか、明白に爰に言明せられたい、隨て其結果としては、私に向つて私憤を漏らしたのであらうかどうかは知らぬけれども、此請願が通つたならば、お前の好む所の輕便線は否決すると云ふやうな方針は、全く無意味に屬する事でありますから、私は左樣な事は信じない、何所までも堂々として自分の所信を遂げることが出來ますから、此點に付て政府から立派なる答辯を願つて置きたい、殊に左樣な私事に關し、政府として鐵道を架けたり取消したりする意思の無いものであると云ふ以上は、吾々は條理に依つて、十分に自分の思ふ所を主張することが出來ますから、此點に付て特に政府の御答辯を願ひたい

〔政府委員床次竹二郎君登壇〕

○政府委員(床次竹二郎君) 丸山君に御答致します、鐵道は丸山君の申さるゝ如く、國の爲めに敷設するものでありまして、地方の開發上抔より見て、國利を起さん爲めに敷設すべきことゝ思ひます、決して人や情實の爲めに、引込めたり出したりするものではないと考へます、今御話の中に、輕便線等の御話がありましたが、實はそれは能く了解しませぬから、此それに隨分込入つた御話のやうでありますから、詳細な問題は能く委員會に於て問答を致した方が、事情が明瞭になるだらうと思ひますから、委員會に譲ることに致しまして、大體鐵道を敷設するには、私を以てすべきものでないと云ふ事に付ては、全然御同感でありますから、其點は合せて御答致します。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 右兩案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勲君 兩案を一括して、委員の數は二十七名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 異議なければ委員の數を二十七名とし、議長指名に依つて決することに宣言致します――日程第十七、第十九は、便宜上一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ一括議題と致します、第十七造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案、第十九大正五年法律第四號中改正法律案、右一括議題と致し第一讀會を開きます

第十七 造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案(政府提出) 第一讀會

造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費ニ關スル法律案

大正八年度ニ於テ造幣局据置運轉資本ニ百五十萬圓ヲ增加ス

前項資本增加及大正八年度乃至大正十年度ニ亘リ造幣局ノ設備擴張ニ要スル經費ニ充用スル爲造幣局資金ノ內二百八十一萬四千九百五十二圓ヲ限リ一般會計ニ繰入ルルコトヲ得

第十九 大正五年法律第四號中改正法律案(政府提出) 第一讀會

大正五年法律第四號中改正法律案

大正五年法律第四號中左ノ通改正ス

「八千八百萬圓以內」ヲ「三億二千萬圓以內」ニ改ム

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員神野勝之助君登壇〕

○政府委員(神野勝之助君) 造幣局据置運轉資本は現在二百五十萬圓であります、然るに近來豫納致しますする地金が増加致しまして、之に要する精製に要する資本地金と云ふものが、不足致して來ましたのであります、隨て規定に定めてある日限内に、其精製をした地金を豫納人に返すことが六ヶ敷くなつて參りました、それ故に今回更に百五十萬圓据置運轉資本を増加致しまして、造幣局の精製作業に差支ないやうに致したいと云ふのが一つであります、次に近來製造する貨幣の高が増加致しまして、現在の設備では不足になつて參りました、それ故に其製造力を二倍に致す計畫を以て大正八年度に亙る三箇年の繼續費と致しまして、百十一萬餘圓と云ふものを計上致しました、此百五十萬圓と百十一萬圓と合せて二百六十餘萬圓と云ふものを、造幣局の資本の中から繰入れて此設備を致したいと云ふのが、造幣局据置運轉資本増加及設備擴張費に關する法律案の趣意でございます、次に大正五年法律第四號は、大正三年臨時事件に關する經費支辨に關する法律案であります、是は現在八千八百萬圓以内は、公債の發行及借入金を爲すことを得と云ふことになつて居りますが事件は尙ほ現に繼續致して居りまして、隨て之に要する經費も亦必要であるのであります、臨時軍事費豫算と致しまして、既に二億六百餘萬圓と云ふものを豫算に計上をしてあるのであります、又其他に臨時事件豫備費として、大正八年度に二千二百萬圓と云ふものを計上して居ります、之を合計致しまして約二億千六百萬圓許り、公債並に借入金に依る制限額を擴張するの必要かあるのであります、何卒御協贊あらんことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 右兩案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 兩案を一括して、作業會計法中改正法律案外六件の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ岩崎君動議の如く決します――日程第二十一、第二十三、第二十五は、便宜上一括して議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ一括議題と致します、日程第二十一帝國大學特別會計法中改正法律案、第二十三東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案、第二十五大正七年法律第四號中改正法律案、以上一括議題と爲し、第一讀會を開きます。

第二十一　帝國大學特別會計法中改正法律案(政府提出)　第一讀會

帝國大學特別會計法中改正法律案

第二條中「金百五十六萬圓」ヲ「金百六十七萬七千三百二十圓」ニ、「金九十七萬圓」ヲ「金百三萬五千百圓」ニ改ム

附　則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

第二十三　東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案(政府提出)　第一讀會

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案

東京帝國大學工學部ノ擴張ヲ爲スノ費用ニ充ツル爲總額金百五十萬圓ヲ、京都帝國大學工學部及理學部ノ擴張ヲ爲スノ費用ニ充ツル爲總額金八十三萬千二百七十一圓ヲ大正八年度乃至大正十一年度ニ亘リ帝國大學特別會計法第二條ノ金額ノ外每年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ當該帝國大學特別會計ニ繰入ルヘシ

第二十五　大正七年法律第四號中改正法律案(政府提出)　第一讀會

大正七年法律第四號中改正法律案

大正七年法律第四號中左ノ通改正ス

「時局ニ基因シ判任官其ノ他ノ者ニ對シ臨時手當ヲ支給スル爲」ヲ「時局ニ基因シテ生スル經費ノ不足ヲ補充スル爲」ニ改ム

附　則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣中橋德五郎君登壇〕

○國務大臣(中橋德五郎君) 唯今議題になりました第二十一、二十三、及二十五の日程の議案の提出の説明を致します、此三案は、共に總豫算の實行上の必要となつて提出したものであります、即ち二十一帝國大學特別會計法中改正法律案、是は御承知の通りに、帝國大學の會計は特別會計になつて、其收入支出が金額の總額を規定してありまするで、之に増額をする時には、其時々法律案を改正しなければならぬことになつて居りますで、是までも時々改正案を提出して居るやうな譯であります、今回教授及助教授等の如き者の俸給が薄いので、其増給を致しまする案が總豫算の中に組んであります是が可決になりますると其金を以て此特別會計の方へ組入れなければならぬ事になりますから、それが爲に此法律の改正を要する譯になつて來たのであります、それに二十三も矢張同樣の理由でありまして、總豫算の文部省の臨時部に、今回工科理科等の擴張を致します爲めに、二百萬圓餘の金を繼續として提出してあります、是が決しますると、矢張之を特別會計の中に組入れなければならぬ事になりますから、之が爲めに此改正を要する譯になります、今一つ二十五は今回一體に官吏の臨時手當と云ふものを支出することに、豫算の形式がなつて居りまするで、是等の臨時手當の金額を共に特別會計に組入れる爲めに、矢張此法律の改正を要する譯であります、手續上のやうな事でありまするで、極めて簡單なる法案でありますから、どうぞ適當の御審議あらんことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 三案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 三案を一括して委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ、本案は議長指名九名の委員に付託するに決します、日程第二十七清津築港に關する建議案を議題と致します――奧田鏆造君。

第二十七　清津築港に關する建議案(奧田鏆造君外三名提出)

清津築港に關する建議案

清津築港に關する建議

朝鮮咸鏡北道清津港は本土と北部朝鮮とを聯絡し啻に相互の交通及朝鮮の開發上實に看過すへからさる要樞の地たるのみならす將來吉會鐵道の開通と共に北滿洲方面に對する物資の呑吐港として將又國際交通上の關係に於て最重要なる港灣なり故に之を修築し之に適應するの設備を施すは眞に刻下の急務なりと認む依て本院は政府か速に其計畫を立て以て同港諸般設備の完成を期せむ事を望む

右建議す

〔奧田鏆造君登壇〕

○奧田鏆造君 清津港築港に關する建議案の説明を致します、此の案件は頗る重大な案件でありますから成べく詳細に説明をしたいと思ひますから、御淸聽を願ひます、清津港は朝鮮の咸鏡北道北緯四十二度に在る港でございまして、北は百二十海里を隔てゝ露西亞の浦鹽に聯絡して居ります、南は元山を經て釜山に至り、更に日本海を隔てゝ裏日本の中部たる敦賀港と、日本海横斷航路に依つて相應じて居りまして、國際交通の要路に當つて居る、最も國家重要の良港灣でございます、清津港は明治四十一年四月に、初めて萬國交通の通商港となりまして開港しましたが、其の當時は別段に見るべきものが無く、年産額が僅に四百萬圓内外でございましたが、一昨年の六月に清津と會寧の間に鐵道が開通致しました、此の會寧の向ひは、豆滿江を隔てゝ間島でございます、間島の沃野から出る穀類、材木、及鑛石等が、皆な悉く此の清津に搬出されるのであります、それから清津の西四里の處に羅南がありまして、羅南には一個師團が常設してあります此處の物資の供給も悉く清津から送つて居ります、一昨年日本海横斷航路が出來ると同時に、年産額――貿易額が一躍して一千七百萬圓に上つたやうな次第でございます、貿易は日に月に進んで來て、今日の現狀の儘に致しましては、陸上の設備が何等ありませぬから、貨物を藏置するところの餘地もございませぬし、路傍に積置いてあると云ふやうな狀態でございます、それが爲めに滯貨が一萬五千噸を稱へて居ると云ふやうな次第でございまして、甚だ殷盛を來して居ります、併しながら陸上と海との間の連絡が付いて居りませぬから、貨物を本船に積む上に付いても、不隙なる經費を拂はなければならないで、貿易上の阻

害を致して居ることが甚しいのでございます、譬へて見れば會寧と清津間の鐵道の運賃が十七錢四厘であります、是れは穀類一石に付ての標準でございますが、横斷航路の敦賀までの間が四百五十浬ありまして、同じ一石に對して八十五錢であります、それだのに清津の驛から船に積入れるのに、二十五錢を要するやうな次第でございます、會寧清津間の鐵道の運賃よりも、約五割多くを拂はなければならぬ、或は横斷航路の運賃の約三分の一を拂ふと云ふやうな次第でございまして、全く海陸連絡の不便不利と云ふことが、是れで御分りになるでありませう、斯る不便不利にも拘らず、我が帝國の經濟的勢力は、次第に北方に擴大扶植して居りますから北鮮の要地に位して居る所の此清津港は、益々殷盛を來して洵に喜ふべき現象を呈して居ります、然らば此港灣を唯々自然の儘に發達せしめて宜しいかと申しますれば、決してさうではないのでございます、最も緊急なる重大なる要旨があるので、是が即ち私共提案者が本案を提出して、諸君の前に御賛成を御願する所の問題でございます、此問題は何であるかと云ふと諸君御承知の吉林會寧の鐵道の建設と、それから此清津港の築港と、此問題でございます、此二問題は大陸交通政策の見地から云ひましても、敷設の最も急を要する次第で、一日も忽にすることの出來ないものなんでございます、若しも之が施設を一日遲れたならば、それだけの利害消長は、帝國の將來に向つて蒙る次第なんでございます、今清津築港を論ぜんとしますれば、勢ひ大陸の交通狀態と、及吉林會寧間の鐵道の經濟狀態とに論及しなければならないのでございます（「謹聽」と呼ふ者あり）試に極東の地圖を披いて御覧なさいまし、第一に眼に映ずるものは西伯利の大陸でございませう、廣大無邊なる陸地でございます、其中間に蟠居して西に東に南に蜿蜒長蛇の如き三大鐵道を集約して居るのは哈爾賓でございませう、東は滿洲の海濱浦鹽に出で西は遠く烏拉爾山脈を越えて、歐羅巴露西亞に通じて居ります、南は長春奉天を通じて大連に至るもの、之が即ち露西亞の經營せる大鐵道でございます、其延長幾千哩なるを知らず、さうして雄大にして規模の宏遠なることは、盛んなりし往時露西亞の計畫の此雄大なることを思へば轉た驚歎に堪へない次第でございます、顧みて大陸に籍を有する我が帝國の此間の施設はどうでございませう、釜山奉天間の鐵道に、稍々長距離で誇るに足りますけれども是亦地方的でございます、到底廣大なる東清鐵道の幹線にすら比することが出來ないのでございます、更にそれ以上の範圍に眼を注いだならば、廣袤限り無き實に大陸が渺茫として居りまして、若し日本の今日經營して居る所の鐵道政略と對比しますれば、日本の如き海邊の一小施設に過ぎないのでございます、將來我が帝國が東洋の面に活動せんとするに、此の如き交通機關を以て滿足をすることが出來ませうか、甚だ貧弱の感があるのであります、されぱと云つて十分なる施設を爲さんと致せば、莫大なる經費が掛ります、隨て事が外國に關係しますから、速に實行すると云ふことは出來ますまいが、是に於て私は思ふのであります、我が帝國は幸にして極東の沿岸に於て廣く海洋の自由を有して居ります、故に極東の沿岸に不凍港を求めて、之を我が北方進展の策源地として此處よりも陸に進む、又陸に於ても成べく輕便で成るべく經濟的なる鐵道を設けたならば、是が一番我等の目的を達する捷徑ではないかと思ふのでございます、然らば大陸の沿岸に於ける我が帝國の領海内に、不凍港は何れに在るかと云へば我輩は是に於て斷言致します、此我輩共が提案して居る所の清津港であります、清津港以北に至りては、冬になりますと寒流が沿岸を洗ひますから、海水結氷して到底航海が出來ないのであります、此點に於て清津が獨り天與の幸福を得て居りますから、冬になりましても海水が凍りませぬ、さうして之と相對應して、曾て吾々國民が計畫して居る所の此吉會鐵道と連接したならば、大に將來に向つて我等の目的を達することが出來るだらうと思ふのであります、吉會鐵道、此吉會鐵道、會寧と吉林との間は僅に二百七十六哩しかございませぬ、實に短距離でございます、此吉會鐵道に付ては、既に諸君も御承知の如く、我が興業、朝鮮、臺灣の三大銀行が代表致しまして、支那の政府と、昨年の六月に借款豫備契約を締結した譯なんでございます、其時には此敷設費に於て若干の前貸を致して居ります、故に本契約を爲すことも近い中であるでございませうさうなれば五六年の後には、遲くも開通を見ることになるでございませう、吉會線の開通せられた上は、國家的價値あることは既に御存じでございませうが、私は往時此方面を漫遊致しまして、能く此方面の事情に精通致して居りますから、尙ほ經濟的一言を申上げたいと思ふのでございます、吉會線の豫定線は吉林から東の額木敦化、それから間島の局子街龍井村、さうして會寧に通ずるのでございます、就中此額木及敦化の兩縣は土地非常に肥えて居りまして沃野數千里山を見る事がございませぬ、農産物としては、大豆に、小麥に或は白豌豆に隨分夥しく産出します、到底日本人が日本で思つて居るやうなことではありませぬ、豫想外であります、其廣い面積に對して人口が頗る稀薄でございます、此兩縣は各一千方里位はございますが、人口が約五萬人を超えず、十里の間人烟を見ずと云ふやうな有樣でございます、併し開墾されてある所の土地が全面積の僅か五分の一でございます、五分の四は、蓬々たる草生地であります、それから鬱々蒼々たる數十里に亘る大森林がございます（笑聲起る）御笑になつてはいけませぬ、實際でございます、それから礦物としては銀、銅、石炭の如き物實に豐富でございます、若し此線路が一朝開通したならば、非常なる物資が出ると云ふことは今より想像が出來ます、殊に第一番に開拓さるゝものは農業及それに附隨して製粉業でございます、或は礦山の仕事、或は木材を主として居る工業等、隨分四方から移民が襲來して來て、兩三年を出でずして、殆ど無盡藏とも謂ふべき物資が出るであらうと信ずるのでありますが、殊に一度此地に至れば、必ずや或種の衝動を感じ、一日も速に敷設實現に努力せざるべからざるを覺ゆるものであります、朝鮮總督府農商工部長官小原君は先年此鐵道沿線を調査せられて歸つて曰く、吉林の一箇年に取扱ふ所の物資でも一億萬と唱へて居ります、勿論此鐵道が開通しますれば吉林以西の貨物は此鐵道に吸收せらるゝことは、自明の理數であらうと思ふのであります、更に三沿線の貨物がどし〳〵出るやうになりますれば、此貨物は皆吉會線に依つて清津に搬出することは無論當前でございます、然るに清津の現狀は嚮にも申上げたやうな次第で、陸上に何等の設備がございませぬから、現在に於ても不利不便、貿易上の障害を爲すことが甚しいのでございます、若しも吉會線が開通して、清津の築港が完成しないならばどうでございませう、滿洲鐵道の中野某と云ふ人は、彼邊を調査して歸つて來た話に、若し吉會線が開通した場合は清津には僅に一箇年三百萬[illegible]の貨物が出ると云ふことを稱して居ります、丁度陸に一大湖水を作つて、排泄物が無いと同じやうな狀態であります、又吉林鐵道及清津築港は、別に重大なる意義のあることを御承知にならなければならぬのであります、今日世界の航海から論じますと太西洋から出る船舶は巴奈馬を越え、築港に寄り、「シヤートル」より橫濱に來るのでございます、然れども潮流の關係、定期風の關係で、此橫濱に來る船が、殆ど日本の千島に近い處まで流されるのでございます、更に寒流に依つて「コース」を變へて、三陸の方面に沿うて橫濱に入ることは、諸君も御承知でございませう、是は航路表を見れば直く分るのであります、若しも此船にして津輕海峽を通過し、日本海を横斷せしめて、極東の港灣から西伯利を通つて歐羅巴に行くやうにしたならば、是が世界の第一等の交通路でないかと私は思ふのであります、然らば極東の沿岸に、春夏秋冬何れの時でも碇泊することの出來る不凍港を求めなければならぬのでございます、是に於て私は此清津が第一資格があるものと斷言して憚らぬのであります、若し此の如く世界の航路が、日本海に依つて内地と接續することが出來るやうになりますれば今日まで諸君は、日本海方面は裏日本と稱して居りましたけれども、決して裏日本でない、表日本に爲るのでございます、是は世界の今日要求しつゝある問題で、又之を促進せしむるのが、我帝國臣民の重大使命でないだらうかと私は思ふのでございます、是が一つそれから又國防に付ても、若しも日本の軍隊を滿蒙方面に出師すると云ふやうな場合がありますれば、其進退が容易でありますから、優に二箇師團の常備兵を殖したと同樣であると云ふ事は、軍事當局者が常に稱して居る問題でございます、是は中中忽にならぬ事で、無形的でありますけれども、年年日本の得る利益は莫大なものでございます、それから又海上交通の經濟的から云ひますと、日本の中腹たる敦賀を基點として、横斷航路が開かれて居りますが、若し此航路を東西に擴張したならば、どれだけ甚大な利益を得ることが出來るでございませうか、先づ東の方七尾を通つて、伏木まで之を延ばすと假定して御覧なさい、先づ能越貨物が此兩線に依つて搬出が出來る、それから樺太北海道の荷物は、常に此伏木港を以て集散地と爲し、分布地と爲して

居るのであります、然らば樺太及北海道と北朝鮮との聯絡を、是に於て取ることが出來るでございませぬか、又西の方面は舞鶴及境港まで延長して、阪神間の貨物及山陰山陽の貨物、即ち是等と北朝鮮との間を接續して、將來我日本の貨物を、一番手近に西伯利及蒙古、北海道、滿洲方面に輸出することの利益があるではございませぬか、それから一例を擧げれば、大阪と長春との距離を、此雙方の航路に依つて比較して見ますれば、大阪より大連を經て長春に至るの里數及運賃は、敦賀を經て吉會線に依つて長春に出づる里數及運賃は、後者の方は約五百哩位經濟になるのであります、五百哩の經濟と運賃と時間の低減は、是亦甚大でございませぬか、故に政府は大に此海陸經營、國際交通との大計に鑑みて、速に此計畫を立てゝ、清津港を築港して我帝國本土進展の策源地とすることは、眞に國家の急務でございませぬか、遲くとも清津港の築港を完成して、吉會線の開通と對應して、其設備を完からしめなければならぬと私は思ふのでございます、昨年春頃の話でございます、英國政府は露西亞の政府と相協商して、北の寧哈塔より額木の間に鐵道を敷き、額木より又吉林まで、是は西の方面、東は渾春を經て「ポセット」灣に行く間に鐵道を敷設する議がございまして是は新しき事實でございまして、諸君が衆議院の圖書館の上に於て、極東の地圖を御覽になつても分りますが、既に是は地圖の上に線を書されてあるのでございます、若しも是等の問題が事實に現れたならば如何でございませう、帝國の東洋政策上に於て、危惧の次第であらうと私は思ふのでございます、是は實に由々しき事柄であらうと思ふのでございます故に國民は此清津築港に關しては重大視して一日も速に是が建設を爲すことに怠つてはならぬと思ふのでございます、若し此吉林鐵道及清津築港が完成をしたならば、東は清津港より、西は大連に至る間、鐵道に依つて一大輪廓を作るのでございます、我帝國が、大陸に向つて政策を立てた第一歩を完からしむるものでございます、隨て此圏内に在る所の優秀なる勢力は、是に於て確立するものと私は信じて憚らぬのであります、滿場の諸君よ、我等が提出して諸君に御賛成を乞はんとする所は此意義でございます、宜しく此意義を御了解になつて、御賛成あらんことを希望致します

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「賛成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ、本案は議長指名九名の委員に付託することに決します、本日は是にて散會。

午後四時二十四分散會

○大正八年二月四日（火曜日）

午後一時九分開議

議事日程　第九號

一　質問

勞働政策に關する件（小山松壽君提出）

第一　大正七年法律第二十四號中改正法律案（政府提出、貴族院送付）　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　輸出羽二重精練藥法中改正法律案（政府提出）

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五　衆議院議員選擧法中改正法律案（武富時敏君外六名提出）　第一讀會

第六　日肥鐵道建設に關する建議案（長峰與一君外三名提出）

第七　野岩羽鐵道速成に關する建議案（八田宗吉君外六名提出）

第八　朝鮮平元鐵道急設に關する建議案（牧山耕藏君外五名提出）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一去一日議員より提出せられたる議案左の如し

北鮮裏日本聯絡航路延長に關する建議案

提出者　上埜安太郎君　西村正則君

菅野傳右衛門君　戸水寛人君

廣瀬鎭之君　米田穰君

高見之通君　石原正太郎君

奥田飆造君　牧山耕藏君

玄米食奬勵に關する建議案

提出者　荒川五郎君　井原百介君

小林嘉平治君　田中善立君

田中萬逸君

一昨日議員より提出せられたる議案左の如し

織物業組合及葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案

提出者　小林源藏君　兒玉好熊君

武藤金吉君　根本正君

秦豐助君　生田和平君

河上哲太君　岩崎勳君

隅田豐吉君　八田宗吉君

長田桃藏君　渡邊陳平君

八木逸郎君　赤尾彦作君

一昨三日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

小學校教員に給する臨時手當に關する質問主意書

提出者　高田耘平君

講和問題に關する質問主意書

提出者　武富時敏君

一昨三日内閣總理大臣より左の通牒ありたる旨の通牒を受領せり

農商務省所管事務政府委員被仰付

農商務技師　有働良夫

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一去一日作業會計法中改正法律案外六件委員加藤定吉君辭任に付其の補闕として唐端清太郎君を議長に於て選定せり

一昨三日道路法案委員岡田榮君辭任に付其補闕として尾見濱五郎君を、開墾助成法案委員非坂光晖君辭任に付其補闕として井上敬之助君を孰れも議長に於て選定せり

一昨三日委員長及理事互選の結果左の如し

道路法案委員會

委員長　廣岡宇一郎君

理事　氣賀勘重君

磯部尚君

金澤仁作君

高田耘平君

大口喜六君

北海道舊土人保護法中改正法律案委員會

委員長　佐々木平次郎君

理事　陣軍吉君

開墾助成法案委員會

委員長　田中隆三君

理事　三輪市太郎君

寺田省歸君

小山田八郎右衛門君

秋田寅之介君

村松恒一郎君

裁判所の設立に關する法律案外二件委員會

委員長　政尾藤吉君

理事　八木逸郎君

小川寅六君

近藤達兒君

鐵道敷設法中改正法律案一件委員會

委員長　江藤哲藏君

帝國大學特別會計法中改正法律案外二件委員會

委員長　木下謙次郎君

理事　中村啓次郎君

西田鋭吉君

佐々木平次郎君

津末良介君

前川虎造君

理事　牧山耕藏君

清津築港に關する建議案委員會

委員長　米田穰君

理事　我如古樂一郎君

○議長（大岡育造君）　會議を開きます、諸問事項があります、左の議員より請暇の申出がありました、病氣に付去一日より向ふ二週間白石直治君、病氣に付去一日より向三週間磯野敬君、病氣に付今四日より向ふ十五日間志々目藤彦君、病氣に付今四日より二週間諏訪部庄左衛門君、右請暇を許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ之を許可することに決します、第七部選出決算委員志々目藤彦君より、常任委員辭任の申出があります、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ之を許可致します、同部の諸君は速に補闕選擧を行ひ屆出あらんことを望みます。

○樋口秀雄君　議長。

○議長（大岡育造君）　樋口秀雄君。

○樋口秀雄君　議事日程變更に關する緊急動議を提

出致します、昨日武富君から提出になりました質問に關する政府の答辯を得ると云ふことは、國民の講和問題に對する安心を得る爲めに緊急の問題と思ひますから、本日の日程を變更して、第一に此質問を上議せられんことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ぶ者あり〕

○岩崎勳君　樋口君の日程の變更の動議に贊成の意を表します。

○議長（大岡育造君）　別に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ日程は變更せられました――武富時敏君。

講和問題に關する質問（武富時敏君提出）

講和問題に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月三日

提出者　武富時敏

贊成者　島田三郎　外三十人

講和問題に關する質問主意書

一講和會議に提出すへき帝國單獨關係の問題中南洋諸島の處分に關しては從來列國に於て異議なき所なりと思惟せられたるに拘らす最近外電の報する所に依れは帝國に不利なる種々の異論發生したるものゝ如し此の際政府は其の眞相を明にして國民の疑惑を一掃すへきものと認む

〔武富時敏君登壇〕

〔拍手起る〕

○武富時敏君　吾々が提出を致しました質問の趣意は、極めて簡單でございます、別に多くの說明を俟たずして明瞭なることゝ存じます、併し幸に原總理大臣の御出席を得ましたのでありますから、爰に簡單に此質問の趣意を說明を致して置きます、今般講和會議に提出せらるべき、列國共通の利害に關係を致しまする問題は、例へば國際聯盟の如き、或は海洋の自由の如き、或は軍備の制限と云ふが如き問題は各國の利害が互に相衝突する點も多々ございまするので、種々の異論を生ずると云ふことは、勿論の事と何人も是は豫期する所であつたのでございますが、我が帝國の單獨の要求に係る問題、例へば靑島の處分の如き、又は戰時中帝國の占領して居りました所の南洋諸島の處分の如き、是等の問題に關しましては、政府當局の間には、業に既に確定致したる意見もございましたし、又略々聯盟諸國との領解も著いて居つたのでございまするから、此講和會議中に種々の異論を生じやうとは、吾人俱に思はなかつたのであります、此意味は先般來屢々當局の口からも漏れたやうでございまするが、又世間一般に此南洋の處分問題の如きは、他國の異議を插むべき問題ではないと、世間一般に信じて居つたのであります、既に此獨逸の殖民地を獨逸に還付すべからずと方針が決定致しました以上、元獨逸の殖民地に係るものは、各々其占領國の領有に歸すべきは、國際公法の精神から考へましても、當然之に異論のあるべき筈はないと吾々は信ずるのであります、然るに近日外國電報の報ずる所に依りますと、總て元獨逸の殖民地は國際管理にすると云ふ議が決しぬと云ふ說を傳ふる者もありますし、又々國際管理の名の下に其占有國の委任統治に歸すべしとの議が決せられたと云ふ說を傳ふる者があります、又或は國際管理の名義の下に、其占領國の委任統治に歸することは歸しても、其占領國の如何に依つて、差別を立てゝ、此委任統治の權限の範圍を定めると云ふが如きことを報ずる者もあります、果して事實の眞相如何でありませうか、又近日傳ふる所の電報に依りますれば此占領地を國際管理の下に置くと云ふことに對しては、帝國派遣の全權委員も、之に調印をしたと報ずる者もある、又其場合には、否な然らずと傳ふる者もある、是等の電報、每日外國より達する所の電報は、各々異なる意味を傳へるのでございまして、吾々は果して孰れを信ずべきか、孰れを信ずべからざるか、其探擇に惑つて居るのであります、唯々吾々が惑つて居るのみならず、國民一般の者が惑つて居らうと思ふのであります、國民の疑は即ち是より起るのであります、殊に帝國の面目として、頗る重大なる事件でございますから、國民は又甚だ此外國電報の傳ふる所に疑惑を懷いて居る、事實の眞相甚だ明瞭を缺くのでございます、凡そ外交の事たる、國民の有力なる後援を得てこそ、始めて其効用を完うするのでございまして、殊に今般の講和會議の如きは、各國の委員皆な其國民の後援に依つて、始めて其力を逞しうすることが出來るのでございますから（拍手起る）我政府は此際事の眞相を明にして、國民の輿論を喚起し、指導し、而して之を後援として列國會議に臨むこと、極めて國家に必要なる事と考へる（拍手起る）勿論外國電報の傳ふる所、吾々必ずしも是に信を置く譯でございませぬ、併しながら孰れを信ずべきか、孰れを信ずべからざるか、事の眞相果して如何になつて居るか、今日巴里に開かれて居る所の列國會議なるものは、新聞の傳ふる如く所謂豫備會議でありまして、此豫備會議に於て決する所は、勿論確定と謂ふべきものではなく、正式の講和の本會議が開かれて、其決定する所が即ち確定議でありまして、其間にまだ此豫備會議に如何に決定しやうとも、本會議の決定までは十分外交の働を爲す餘地があるのでありまするか、或は今日の會議は豫備會議とは云ふものゝ列國の全權委員が其意見を集めて決定した事は、本會議に至つても、尙ほ極めて有力なる確定案となつて現れるのでないか、其邊の事情は、勿論列國と交涉中の案件を此公開の席上で政府が公表せらるゝことは、頗ろ困難でありませうが、今日の狀況、日本の面目に掛けて、頗る重大なる關係を有するのでございまして、國內の人心は隨つて此外國の電報に疑惑を懷いて、殆ど兢々たる有樣でありますから、事の大要を明にして國民の疑惑を釋き、而して國民の輿論を統一して、此統一したる輿論の勢力を後援として、外交の働を逞しうせられんことを、吾々は切に政府の當局に望むのであります（拍手起る）此意を諒せられて、原總理大臣より、何卒明快なる御答辯を煩さんことを望むのでございます（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　原總理大臣。

〔國務大臣原敬君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（原敬君）　唯今武富君より質問の趣意を御演說に相成りました、能く質問を提起せられたる御趣意は了解致しました、此事は私も武富君と御同感で、極めて重大なる事柄と考へますが、今日の時代に於て、外交上其他の關係に於て御答辯し得る限りは、茲に私は御答辯を致さうと思ふ、それに付きまして少しく大體より申さなければ、御了解を得ること困難と思ひますが、此講和會議なるものは、一兩度新聞記者等の傍聽をも許して、會議を開きたることがあります、それは其狀態其有樣、固より傍聽を許しますから公表致したのであります、其他の會議は五大國の豫備會議であります、此五大國の豫備會議なるものは公表致しませぬ、其中公表致して差支ないと云ふ事柄は、各國より公表致さずして、佛國に於て之を擔任致して公表致して居るのであります、故に此豫備會議の有樣は、何れの國に於ても公表致しませぬ、隨て我國に於ても之を公表致すことは出來兼ねますが、之を公表致さない爲めに、種々の說が各新聞紙等に依つて傳へられるのであります、公表致すことが出來れば、是れ等浮說流言の起ることも自然減少致しませうけれども、公表致さざる爲めに是は起ります、けれども此會議の內容を公表致さぬと云ふ事は、列國の申合でございますから、遺憾ながら之を公表する譯には參りませぬ、去りながら茲に私は大體の事を申して置きまするが、國際聯盟と云ふことは此の會議の問題の一でありますが、國際聯盟は何等決定致したる事はありませぬ、隨て如何なる形に具體的に、如何なる案件に國際聯盟なるものは成立致すや否や、全く未定であります、それから各占領致した所の領土に關する問題でありまするが、此事に付ては如何やうに相成つて居ると云ふことは、內容に亘りますから申兼ねますけれども、問題の性質は斯樣なるものであります、土耳其の領土を首めと致しまして、敵國の領土、歐洲にもあれば阿弗利加、南洋諸島に散在致して居ることは御承知の通りである、之を如何やうに處分致すかと云ふ事に付ては、今日決定致しては居りませぬが、之に對する一の問題は、國際聯盟の委託に依つて、各國に於て此委託を受けたる所謂受託の國々に於て、之を統治するが宜からうと云ふ案が一つ出て居るのであります、此案は未だ決定致して居りませぬ、之を要するに國際聯盟の問題も全く決定を致して居りませぬから、其實體如何なるものに相成ると云ふ事を、茲に豫言することは出來兼ねる狀態であります、又此國際聯盟の委託に依つて、それ〳〵國々に於て受託の名儀に依つて統治すると云ふ案はありますけれども、此案が未だ決定致して居りませぬ、是だけの事は列國申合の範圍にも觸れませず、又世間に公表致して、國民の了解を得て差支ないと思ひますから是だけの事を御答致します、要するに是等の問題は種々に決定致した如く傳へますけれども、問題の眞相は唯今申した通り、未だ是が決定致して居らぬと云ふことを申して置きます。

〔拍手起る〕

○小林源藏君　是より分科會を開きたいと思ひますから、御許を願ひます。

○中村啓次郎君　是より第三分科會を開きたうございますから……

○武藤金吉君　是より分科會を開きたうございますから……

〔「是より分科會を開きたうございますから」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　許します――次は勞働政策に關する質問、小山松壽君。

一　勞働政策に關する質問（小山松壽君提出）

勞働政策に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年一月三十一日

提出者　小山松壽

贊成者　武富時敏

外三十五人

勞働政策に關する質問主意書

講和總會議に於ける國際聯盟並勞働問題の決議案は我か日本委員出席し全員一致を以て可決せられ日、英、米、佛、伊の五大國代表者を以て委員會を組織すへきを決議し勞働政策は國際的に重大の意義を爲せり而して已に我か國は五大國の一員として世界指導の位置に在り之か實行に付き政府は果して如何なる所見を有するや

「小山松壽君登壇」

〔拍手起る〕

○小山松壽君　諸君、私は茲に勞働政策に關する質問の趣旨を述べまして、政府當局の御答を得たいと存じます、社會政策の事に付きましては、近時各方面に論議を盡されつゝある所の問題でありまして、此問題は各政黨政派の間に於きましても、或は政策となり、或は其主張となり、殆ど統一したる問題として取扱はれて居りますのみならず、又學者實業家の方面に於ても、日一日と此議論が高まつて參るやうな傾向になつて居ります、殊に去ぬる四十議會の當時の議會の內容と、今回の四十一議會の此當議會の空氣とを比較致して見ましても、社會政策に關する所の之に關聯する所の議論は、頗る高調して參つて居るのであります、例へば選擧權の問題の如きも四十議會に於きましては、其程度論とか、或は五圓と云ひ、或は七圓と云ふが如き議論がありましたが一躍して、二圓若くば三圓と云ふやうな程度の問題になり既に普通選擧さへ各政黨政派に高調して來て居ると云ふやうな狀態に鑑みましても、殊に勞働問題の如き思想上の問題、經濟上の問題に觸るゝ議論は、尙ほ一層今度其熱度を高めて來ることゝ思ふのであります、是等の事は畢竟致しますに、世界戰亂の經濟上に及ぼしましたる影響として、殊に國民生活上の直接の問題と致しまして、斯の如き大勢を爲し來つたことゝ思ひますことは、疑ないのでございます、故に原總理大臣も、今春の議會の劈頭に於て其施政方針を演說せらるゝに方りまして、平和克復の後に、國力の恢復に列國經濟上の競爭の激甚を豫測し、食糧問題等を處理することに努力すると云ふことの御演說もありました、是は洵に御同感の事であります、而して國力の恢復、隨て經濟上の競爭、此事の結果は、事業上に於ける所の組織の變革を伴ひ來ると云ふことは當然であらうと思ひます、組織の變革の伴ふ所には、而して戰後の經營を爲すべき所には、必ず資本及企業の集中と云ふことが、當然起きて參ることゝ信じます、資本の集中と企業の統一されました結果と致しましては、小工業は大工業に併存せられ、茲に事業上の內容に變化を來しますことは、恰も近年――數年來大地主の下に中地主が併合せられまして、中產農家が年々萎靡衰頽すると云ふことの事情と、丁度同じやうな結果を生じて參ると思ひます、斯の如くなつて參りますと、茲に資本と勞働の必ず鬪爭を惹起すと云ふことは、疑ない事と思ひます、是に於て勞働政策上最も必要と致しまするのは、資本と勞働の調和を圖ると云ふことが極めて焦眉の事である、而して且つ經濟上の前途に對して、極めて必要にして適切なる事と思ふのであります、本年一月二十五日彼の講和會議地に於て開かれましたる講和總會議の場合に於きましても、唯今原首相より大要御說明になりました國際聯盟、此重大なる議案と共に、產業及勞働に對する所の決議案を提議せられまして、我が帝國より珍田落合の兩委員出席致して居りまして、滿場一致を以て此勞働政策、即ち國際勞働立法に關する制定の決議を見たのでありまするが、此事は固より各國の戰後經營の第一として、各々其研究を爲して居ることゝ思ひまする、而して更に國際勞働立法の制定に付きましては、我國よりは岡前商工局長、及落合和蘭公使の兩氏が、此委員に任命されて居ることは、外電が之を傳へて居ります、此國際勞働立法の事に付きまして政府は固より委員の任命をも見たことでありまするから、戰後經營の一事業と致しまして、果して如何なる御所見を有せらるゝものでありませうか、必ず之に對する對案を有せらるゝことゝ思ふのであります、是れ軈て我が國內に於ける勞働政策上の問題を論議致しまする上に於きましても、極めて、重要な事と思ふのであります、諸君も御承知の如く、申すまでもなく我國の人口は、年々五十萬乃至七十萬の間を增加致して參りまして、日淸の戰も日露の戰役も皆な悉く是れ人口增加の――三四十年前の殆と倍數にも達したる人口增加の將來の國策を樹てる上に於て所謂缺くべからざる手段として執つたのでありますると同時に、又我國の立國の政策としては工業立國策を執ると云ふ事は是は當然であります、是に於て益々唯今申上げまするが如き勞働問題、是等に對する政策の必要を、痛切に感じて參るのでありまするが、昨今傳ふる所に依りますれば、資本家の自覺と云ふ事が漸次促されて參つたと云ふことに由りまして、或は資本家か、溫情主義と云ふやうなことを唱ふるやうになつたやうであります、併ながら是は現在の勞働問題を解決する上に於て、極めて幼稚なる、資本のみの利益の立場より考へたるものと私は思ふのであります、何故なれば溫情主義とは、大地主小作人との間に、從來我國の一種の美風として傳へられて參つた所の其儘の習慣、其儘の慣例を、直ちに此工業界に及ぼさうと云ふことの考であらうと思ひまするが、工業の政策が前申しまする通り、漸次小工業を大工業に併存致して參りますれば、溫情主義は家內工業若くは固定工業には、或は之を適用することが出來るかも知れませぬけれども、大工業機械工業の發達致して參りまするときには、此溫情主義を以て臨みましても、到底是等は痴人の夢を說くが如き類と私は思ふのであります、殊に戰時中の事業界の好況に從ひまして濫發せられたる事業が漸次統一整理せらるゝことゝ思ひまするから、勞々此溫情主義と云ふが如き事は、到底其目的を達することは出來ぬと思ひます、殊に勞働者の自覺、權利の思想、是等の問題は近事極めて其意義と勢を强めて參りまして、過日床次內務大臣が、米暴動に對する其原因觀と云ふものを、議員よりの質問に對して答辯せらるゝ所に依りますれば、直接の原因としては、米價の昂騰と生活の不安に因ることは勿論であるが、更に間接の原因としては、富豪階級の我儘なる放縱の態度、及世界の戰亂と其影響よりする所の思想の變革に因る階級鬪爭の結果であると云ふことを原因の重なるものとして明答されて居るのであります、斯の如く米騷動の原因は、明に思想の變革に因る階級鬪爭の結果であると云ふことを見まするると同時に、此權利思想の發達が、確に是等の問題を伴ひましたることを明にするのでありまするが、是に於て私は資本家側の溫情主義と云ふことに、更に一步を進めて勞資共同經營の方針に對して、政府は如何なる意見を有せらるゝのであるか、勞資共同の經營とは、資本家側と勞働者側との、即ち資本と勞働との共同經營に相須つて、利益の分配をすると云ふことの制度であります、例へば米價の暴騰に對しまして、近年地主と小作との間に、此結果より生ずる紛議は隨處に在ります、米價の昂騰の結果、其利益を享くる者――主たる利益を取得する者は大地主である、小作は何等此米價騰貴に關する所の、利益の分配に與からぬと云ふことの爲めに、此利益分配の精神上より致しまして、隨處に其紛議が起りつゝあります、又彼の昨年九州一圓に亘つて起りましたる炭坑暴動の如きも、是は唯今の小作人の精神狀態と同樣な、決して生活の不安、若くは生活の窮迫と云ふことの結果より來たのではなくして、其莫大の利益を其資本主義、若くは其會社の專有に委すると云ふことに對しての不平、及其利益の分配、權利思想の發達と云ふ事に在りますることは、他の米騷動と全く其原因を異にして居るのでありまするからして其利益分配、即ち勞資共同經營の方針、此利益分配を爲すと云ふことの方針に對して、政府が是等に對する何等かの考慮を持つて居らるゝや否や是は極めて適切なる事と思ひますから、此點を伺つて置きたいと思ひます、更に政府は勞働問題の解決に付て、放任主義を執らるゝやうな風に思はれます、治安警察法の精神及其解釋に付きまして、內務省內の會議に於て決定されたる所の方針なりと傳ふる所のものに依りますれば、積極方針として、勞働組合に對する態度をどうするか、其一案は今後起らんとする勞働組合に對し、治案法第十七條を適用し、極端に之

を取締るべきか、第二案は將た反對に其發達を助長すべきか、第三は或は其中庸を取り、極端に取締も加へず、助長もせず、既成の組合又は自然に起り來る組合を善導すべきかと云ふ事の、三案であつたやうでありますが、其結果であらうと思ひます、床次內務大臣が豫算總會に於ける所の御答辯、又其他分科會等に於ける御答辯等を見ますと、此中庸案に對しての御答辯と承知するのでありますが、蓋し其意は傍觀方針を執ると云ふことの御意見であらうと思ひます、然るに勞働者の自覺と云ふことに、前申上げました通り、各種の事實に現れて參つて居りますが、治安警察法は御存じの如く、明治三十三年の制定に依るものでありまして、其十七條は傭主及勞働者雙方に對し、同盟解傭又は同盟罷業の勸誘を制止し、且つ勞働報酬に關する共同の團結を防止するものでありまして、一見甚だ公平の如くに考へらるゝのでありますけれども、傭主側の同盟解傭、若くは同盟勞務の强制と云ふが如き事は、殆ど事實の上に必要は無いのであります、即ち事實に於ては、勞働者側の同盟罷業及報酬强制に關する禁壓と見るべきものでありまして、其法令あるが爲めに、勞働者側の正當にして穩健なる主張を述べざらしむると云ふ事に對しては、更に其妨を爲すものと私は思ふのであります、此最近數年間に於て勞働界の現況を見ますと、此處に統計表がありますが、是は煩を省き朗讀を省略し、議長の許可を得て、是は參考に掲げることゝ致します、此表に依りますと、略言すれば大正三年には五十回の同盟罷業のありましたものが、四年には六十四回となり、五年には百八回となり、六年には三百九十八回となり、七年八月までには三百七回となりました、其人員も大正三年には七千九百人であつたものが、六年には五萬七千人となり、七年八月までに於て既に四萬五千人に上つて居ります、而して是等に對して警保局の觀察に依りますれば、其度數の倍加せる事、罷業人員の多數になりし事、漸次組織的となり、又持久的となりし事、社會主義者等の煽動に依るものに非ずして、總て勞働者自身の發意に出でたる事、暴力に訴ふるなくして平和的の解決手段を執れる事、賃銀要求の權利要求に轉じたる事、即ち勞働者の思想的自覺に生じたと云ふやうな事の御調査になつて居ります、斯の如く勞働問題は漸次其團結の組織的となり、而して平穩に自己の權利を主張すると云ふやうな傾向になつて來て居りますが、床次內相が昨日の分科會に於て御答辯になつた所に依りますと、現行法の下に在りて、禁止もせられなければ又認められても居らぬ、政府としては、更に之を促進するの必要も無かるべく、自然に委せて置くと云ふことの御答辯であります、更に治安法も、時代の進運に伴ひ、從業者が暴力に訴ふるに非ずして、穩當なる方法に依り自己の主張を唱へんとするが如き者に對しては、壓迫を加へんとするものに非ずとの御答辯がありました、川村警保局長は、治安法の爲めに、勞働組合の發達を阻碍するものでないと御答辯になつて居ります、併ながら政府が所謂三案の中、其中庸案を採るとして、又此御答辯にあるが如く、勞働社會の權利思想の發達を認めて、此團體を助成すると云ふ方針でもなければ、其儘にして置くと云ふ御意見であると致しますれば、更に其御答辯の中に、勞働者の團結が平穩に而も一工業會社內に於て發達すると云ふ事であれば之を歡迎すると云ふ如き御言葉が何所かにあつたやうに思ひます、若し其勞働者の團體組織を歡迎さるると云ふ事であるならば、此團體の發達を阻碍する所の治安法の如きものに其儘存すると云ふことに於て、其御方針と確に矛盾撞著が其間に起りはしないかと私は疑ふのであります、原首相も先日の貴族院の施政方針の御演說のときに、山脇君でありましたかの問に對する御答に、勞働組合は決して危險とも認めない、又今日危險の處ありとも思はない、平穩に其組合の出來ると云ふことであるならば、是は其儘に差置くと云ふことの御意見もありました、此意見と及床次內相、川村局長等の御答辯から見ましても、確に治安法を其儘に差置いて、而も一方に其組合を發達せしむると云ふことは、確に矛盾が其間に起らうと云ふことを私は信ずるのであります、此點は政府に於て、尙ほ矛盾無しと考へられるのでありませうか否や、此點も伺つて置きたいと思ひます、之を要するに帝國の今日の位置は外に在りましては唯今首相の講和問題に對する御答辯中にもありまするが如く、我國は文明、人道、正義、之を唱ふる所の所謂列强に伍しまして、五大國の一員として世界を指導するの位置に在り、而して今其豫備會にも加はつて居ると云ふことの事實でありまするから、殊に況や國際勞働立法の制定に對しては我國よりも委員をも派遣して居る譯であります、而して更に此國際勞働法は、全く世界改造の基礎中の重要なる一項として、最も注目すべき問題であり、各國は之に對してそれ〴〵代表者を出し居るに拘らず、我國は此勞働者の代表を出す事に於て、果して其組合を統一して出すべきの人物あるかどうか資本家に於ては近藤廉平男の如きは既に巴里に在りますが、勞働者側を代表すべき委員を如何にして出すかと云ふ事に付て、大使より通知があつたならば何とするかと云ふ事は內務省の參事官河原田氏が、之を新聞記者に向つて談話をして居る一節に就ても見えるのであります、斯の如く內に於ては我國の現狀が勞働者を代表する――如何なる機關に依つて代表するかと云ふ今日世界改造の時期に當つて、其代表者をも見ることが出來ないと云ふことの狀態であります、同時に思想上に於ても、又產業上に於ても、軍事上に於ても、全く門戶は閉鎖せられて居りまして、機會は均等にせしめられず、有ゆる社會の改造を要する時に當りまして、尙且つ斯の如き舊思想の一部少數の官僚思想に囚へられたるが如き、此勞働法を見ると云ふことは、甚だ遺憾に思ふのであります、現政府は所謂政黨を基礎とし、民本的に其政治を行ふと云ふ大なる國民の期待の上に立つて居るのでありまするから、唯今申上げました數點に對して、政府は懇切丁寧に、殊に此問題は思想上にも重大なる關係を及ぼすものでありますから、御答辯あらんことを茲に希望致して置きます（拍手起る）

（參照）

自大正三年至大正七年八月同盟罷業表

年別		總數	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
大正三年	度數	五〇	一	—	二	八	四	八	八	二	四	八	四	一
	人員	七、九〇四	二	—	五四	一、〇五九	一、三〇一	三、三〇九	四二二	四九	六七三	五三三	三三三	一八一
大正四年	〃	六四	三	五	五	七	七	四	八	八	六	一	二	三
	〃	七、八五二	三七三	六三三	二九六	七八一	七八一	一三九	一、九六七	一、四八八	四五五	一二〇	一三七	三二二
大正五年	〃	一〇八	一一	一一	六	六	六	一三	一一	一三	一一	五	一三	五
	〃	八、四一三	八四四	九四五	六七七	一八一	一八一	九四六	六二六	一、八二六	七六九	二七〇	九二七	二七八
大正六年	〃	三九八	一〇	一四	一三	一六	一三	三八	七六	八二	五六	三八	三〇	三
	〃	五七、三〇九	一、五三〇	一、六〇三	二、七八六	一、五四一	一、〇八三	一六、六〇〇	一六、六〇〇	九、〇六八	五、〇四九	二、八一三	一、四五六	二、〇〇一
大正七年	〃	三〇七	一九	二五	三九	二八	二九	二五	四二	一〇〇	—	—	—	—
	〃	四五、五五九	八〇二	一〇、八八九	三、八五七	二、六九四	四、〇六五	二、三三五	二、五二九	一八、三九八	—	—	—	—

○議長（大岡育造君）　唯今は答辯は無いさうでありますから、日程に入ります――日程第一、大正七年法律第二十四號中改正法律案の第一讀會を開きます――田中陸軍大臣。

第一　大正七年法律第二十四號中改正法律案（政府提出貴族院送付）　第一讀會

大正七年法律第二十四號中改正法律案

（本案は本卷六七七頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

〔國務大臣田中義一君登壇〕

○國務大臣（田中義一君）　今回政府より提出致しま

した、法律第二十四號中改正の理由に付て說明を致ます、今回の改正は、過般大學及高等學校の學制が改正になりました、之に伴つての改正でありまするから、極めて其箇條は簡單なものであります、それは同法律の第十三條中の改正と、第二十三條中の一部の改正に止まるのであります、本來一年志願兵たる者の資格に關しましては、元と中學校程度以上の學校を卒業したる者に限ると、斯うしてあつたのであります、然るに此學制改正に伴ひまして、假令中學校は卒業せぬでも、中學校程度以上の課程を修了致しました者には、其資格を與へると云ふことに改正をしたいのであります、是は御承知の通りに、高等學校高等科第一學年、又修業年限三年の大學豫科第一學年、之を修了致しました者は、即ち中學校卒業者と同等の學力ある者と認めるのであります、それ故に此者に一年志願兵たることの權利を與へると云ふことは、是亦當然の事であらうと考へます、次には第二十三條中の改正であります、今申上げました學制の改正に伴ひまして、高等學校の在學者に對しましては、同時に一年志願兵としての、入營延期の資格をも亦之に與へると云ふことも、此學制に伴つた當然の事だと心得ます、即ち第十三條中と第二十三條中の一部の改正を致すので、是は全く學制改正に伴ひました改正であります、以上が提出の理由でございます

○荒川五郎君 議長。

○議長（大岡育造君） 荒川五郎君。

〔荒川五郎君登壇〕

○荒川五郎君 此徵兵令に關して、私は重要と思ふ四點を御尋致します、唯今の御說明で承れば、此改正は唯々二點で、中學校卒業者でなくとも、中等程度の學科を修了した者を加へるのと、一つは一年志願兵の召集延期に「高等學校」と云ふ文字を入れる此二點の改正と承りますが、中等程度の修了者と云ふことは、昨年此徵兵令改正案が議會に提出せられました當時、貴族院でも、江木千之君から此文字を入れた方が宜からうと云ふ意見が出て、又衆議院でも私が此事を述べたのであります、併し當局者は採用がなかつた、大學令高等學校令等の學制改正の事は、當時臨時教育會議でも決つて居りまして其必要は明白な事であつた、假令其法令は出ないとも、同程度を修了した者を加へると云ふことは當然の事である、凡そ法令を作るには、斯る豫見し得る豫想し得る事は、之を規定して置くのが當然である、此學制改正の法令が發布は無くとも、斯る事は豫見し得る事であつたので、「此修了シタル者」と云ふことを入れたが宜いと云ふこと、斯く兩院に說が出たにも拘らず、採用せられなかつたが、併し當時私は斯樣なことは先づ常識の判斷で、修了者を同樣に認めると云ふことは、何れ施行法で定められることであらうと思うて居つた、殊に此の度召集延期に「高等學校」の文字を入れると云ふことも同じ事でありまして、高等學校は專門學校と同等以上と云ふことは、別に法文を要しないでも分ると思ふ、然るに昨年此の徵兵令を改正して、まだ實施するかしないかに、又斯う云ふやうに改正すると云ふことは、餘り小節に拘つて法を弄ぶ嫌がないかと思ふ、是れ等は施行令に讓つても宜しくはないか、唯今御說明の「學校ノ課程ヲ修了シタル者」と、斯ふ云ふ文字を入れても、其の文字が大學の豫科の一年を修了した者、高等學校の一年を修了したる者、と云ふことには、此の文字では直ちに知ることが出來ぬのであります何れ是れ等はさう云ふことを認める施行令が要る譯であらうと思ふ、餘り小さいことにさう改正に拘泥せられては、却て重箱の隅を楊技でほぢくつて、却て其の途を剱すやうな嫌がないか、之れが第一點であります、次には壯丁稅又は兵役稅のことであります、今日此の徵兵の實況を見ますのに、華族富豪の子弟は、概して體が弱くて徵兵に合格しない者が多い、下級勞働者や農村の青年等は、大抵强健にして骨格逞ましく不合格が少ない、其下級小前の者は身體が資本である、勞働が財產である、其資本其勞働を二年も取上げらるゝ事は、實に一家に取つては大なる打擊、大なる苦痛であります、之に加ふるに兵士の給與は常に不足でありまして、留守家族から補給をしなければならぬと云ふ有樣であるのに、然るに富豪貴族等は、多く免れて恬として居る有樣である、今や此時運に伴ひ、大に强健にして活動の資質に富む國民を造らなければならぬ時に、體が弱ければ却て課役を免れ、苦痛を免れることになつて、消極的に虛弱者を誘ふ結果を生じはしないか、大國民の氣性を養ひ、大に興國の氣運を造るには、競うて徵兵に合格するやうな强健勇武の人を造らなければならぬ、それに安じて、且つ勇んで徵兵に入り得るやうに奬勵する必要があらうと思ふ、其の必要があると同時に、一方には兵士の給與を裕にし、又留守家族を賑恤する方法を講ずる事が必要であると思ひますけれども、斯樣な事を致すには隨分國費を要する、そこで其財源を富豪や貴族等の虛弱子弟を造つて合格しない者に、所謂兵役稅或は壯丁稅とか云ふものを課して、其の稅を以て之に充行うたならば、所謂一擧兩得、剛健の國民を奬勵する利益は大にあらうと思ふのであります、政府は壯丁稅又は兵役稅なるものを起し、又一方には兵士を優遇し、家族を賑恤する考は無いかどうか、或は兵に出ない稅――兵役稅は兵に出ない稅で、國民皆兵の趣意に合はない、甚だ軍人精神の趣意に悖るとか云ふやうな意見が、政府にあるとか云ふ事を聞きましたが、併し現行法令で、既に費用を出した者は一年の兵役、即ち一年志願兵になり得、同じ資格があつても費用を出さない者は、二年の現役にせらるゝと云ふ現に實例があるのであります、でありますから私は此際狐疑せず、速に此一方に兵役稅の立案を致し、一方に兵士の優遇、留守家族の救恤の上に一段の考慮を加へると云ふことは、最も必要な事と信じまするが、政府の考はどうであるか、第三は一年現役兵の事であります、一年志願兵は豫後備將校となり、在鄉軍人の幹部となることが出來まするのに、一年志願兵と同じ資格がある者から採る所の一年現役兵、其一年現役兵は、豫後備の將校となる事が出來ませぬ、是も前に申した、單に費用を取る取らぬと云ふ事に關するやうに思ひますが、此一年現役兵を一年志願兵と同樣に扱うと云ふことは、最も必要と思ひます、其影響する所は極めて重大と思ひます、今や青年團の事に關しては、政府も大に力を用ゐて居りますが其地方青年團の首腦幹部となる者は、殆ど悉く小學校長若くは教員であります、然るに此地方青年團と同心異體である所の在鄉軍人の幹部には、それがないないと云ふ事は、地方青年團、在鄉軍人會、是等を指導するのに非常な扞格を生じ、不便不利を感じつゝあるのであります、從來師範卒業生の教員は、唯々僅に六週間の現役兵であつたのであります、でありますから是は已むを得ないとして居りましたが、昨年の改正徵兵令は、其六週間を九倍殆ど十倍も進めた一年現役兵と云ふ事にせられて、而も此一年現役兵を一年志願兵と區別して、一年現役兵と云ふ名を付けてさうして豫後備の將校たらしめないと云ふのは、地方青年の指導振興の爲めに甚だ遺憾である現田中陸軍大臣は、青年團の事には常に心を注がれつゝあることは、常に私共の感謝し敬意を表する所でございます、此所一段の御英斷を以て、進んで此一年現役兵を一年志願兵と同一の取扱にせらるゝやうに、切に希望致すのである、國民の幹部たる地方青年の指導振興の爲めに、切に祈る次第であります殊に此事は啻に青年の指導のみならず、國民教育の上に重大なる關係がある、それは近頃師範學校に入る者が非常に數が減り、其上質が惡るくなつたと云ふことである、是は實に國家教育の爲めに由々しき大事である、それは色々原因もございませうが、師範學校を卒業して一年の現役を勤め、而もそれが軍人會の幹部にもなることが出來ないと云ふことから此有爲有望の青年を驅つて、此大切な國民教育の方面に入れることが出來ない譯もあります、若し一年志願兵と同じく、一年現役兵の者も豫後備の將校となり得るに至つたならば、屹度師範入學者は增して有爲の人物を招寄せることが出來やうと思ふ、此一の英斷は、大に青年團在鄉軍人會を益するのみならず、全國教育發展の上に、大に効果ありと信ずるのであります、終りに今一つ――第四は歸鄉兵の被服の事であります、此被服を一々退營に際して給與するとすれば、四百萬圓からの費用が要るから、實行が六ケ敷いと云ふことは、豫算委員會でも御說明があつたやうでありますが、私の考に依ると、別に費用を要さずしてやれる方法があると思ふ、此被服を一々之を兵士に與へないでも、其準備用意は平素からして置かなければならぬ、隨て被服廠被服倉庫と云ふものも要ります、又被服を整理し保管するに付て、常に相當の人が要ります、然るに之を一著づゝ退營軍人に貸渡して置いたならば、中には順次著て著破り、早く破損するだらうと云ふ虞もありませうが、それには被服に保存期限を附して、其期限内に破損したものは之を辨償せしむると云ふ事にして貸したならば、皆な相當に之を鄭重に扱つて保存すると思ふ、さうして軍人會や召集勤務などに著用せしむることにしたならば、非常に便利と思ふ、軍人送迎の場合とか、軍人會でも規律を要する、又軍人たるを區別するを要する時に、和服では意義を爲さない、故に之を保存貸にしたならば、別に費用を要さ

ないのみならず、召集の度毎に一々之を渡すと云ふ面倒もなく、歸る時に又一々之を取收める手數も省けるのである、又倉庫に保管の手數とか、保管の人員、保管の倉庫も省くことが出來ますから、啻に費用を要せざるのみならず、却て便利にして費用を減ずることが出來ると思ふ、是亦陸軍大臣の速に英斷あらんことを望みます、以上四點の御答辯を望みます(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 田中陸軍大臣。

〔國務大臣田中義一君登壇〕

○國務大臣(田中義一君) 唯今の御質問に付きましては、第一に今回の事あるを豫見して、昨年申述べて置いたのであるが、是に同意しなかつたと云ふのが第一の御問であります、前任者が豫見をし得なかつたかどうかと云ふ事は、是は私は申述べる限ではありませぬ、去りながら中學校を卒業すると云ふ事と、中學校の四年級から他の學校に移つて、一年經過した者とに於て、其者は果して中學校卒業者と法律上看做し得るかどうかと云ふことは、是は大なる疑問であらうと思ふのであります、それ故に此事を明確ならしむる爲めに改正したのであります、次に兵役制の事に付ての御尋、成程私共も、地方の兵役に服して居ります者の事情も能く了解致して居ります、又今御注意のありました服役者の給與を裕にすると云ふ事も、又彼等の家族に苦痛を與へないやうにすると云ふことも、至極御尤の事であります、是等は私も財政の許す限りに於ては、努力を致す積りであります、去りながら私としては、此兵役制と云ふことに直ちに御同意を致し兼ねます、今日の狀態に於きまして、國民が擧つて國家を護ると云ふ意義から兵役に服すると云ふことは、國民の義務であると同時に、是は權利であるのでありますが、此義務と權利の綜合したものを、物質を以て是に代へると云ふことの意義に於て、陸軍當局者は反對を致します、次に一年現役兵の事に付てゞあります、是は一應御尤で、又今日既に一年現役者で、豫後備の將校になり得る途を開く爲めに研究しつゝあります、併し是は全部ではございませぬ、是に於て皆さんに私は申述べて置く必要があると思ふのは、戰時には總ての教育機關を、悉く閉鎖するかしないかと云ふ問題が起つて來る、若しも國民教育に任して居る是等の人々を豫後備役に服さしめて、さうして之を戰時に悉く召集しましたならば、教育機關と云ふものは之が爲めに非常に頓挫を來すのであります、で是は豫後備役者にしないやうに、即ち戰時に之を召集せぬやうに、すると云ふことは、陸軍當局としても、又國民教育の上から考へても、考慮すべき事柄である、是は既に今回の大戰爭に於て、佛蘭西でも、獨逸でも、此事に付ては特に考慮したのであります、併し其中に絕對に豫後備將校になり得ぬと云ふことでは、此人の名譽の關係でありますから、其中の一部分の人は、豫後備將校になり得る途を開いて置くと云ふことは、唯今荒川君の述べられた意味もありますから、其途に對しては今研究を致して居ります、次に被服貸與の件、是も私共は大體の主義に於ては大に贊成をするのであります、殊に是が國民間に於ける一の被服倉庫ではないかと云ふ御趣意に對しては、一入御贊成を致しますが、是には直ちに經費の關係が來るので之を實行すると云ふことを、此所で申述べることは遺憾ながら出來ませぬが、陸軍大臣としては、此御贊成申した意義を現實ならしむる上に、將來努力を致す考であります。

○議長(大岡育造君) 日程第二、右議案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 本案は、議長指名九名の委員に付託するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ可決致しました、日程第三輸出羽二重精練業法中改正法律案の第一讀會を開きます――山本農商務大臣。

第三 輸出羽二重精練業法中改正法律案 (政府提出、貴族院送付) 第一讀會

輸出羽二重精練業法中改正法律案

輸出羽二重精練業法中左ノ通改正ス

第十四條中「輸出紋絓及輸出薄絹」ヲ「輸出薄絹、輸出縮緬、輸出壁、輸出絓絹及生絲ヲ以テ製織シタル輸出繻子」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ輸出縮緬、輸出壁、輸出紋絓ヲ除キタル輸出絓絹又ハ生絲ヲ以テ製織シタル輸出繻子ノ精練業ヲ營ム者ハ本法施行ノ日ヨリ一年内許可ヲ受ケスシテ其ノ業ヲ繼續スルコトヲ得

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

○國務大臣(山本達雄君) 輸出羽二重精練業法は、明治三十九年に制定に相成りました、其當時に於きましては、輸出縮緬、輸出壁、輸出絓絹、及生絲を以て製織しましたる輸出繻子、此四つのものは產額が極めて僅少であつたのであります、然るに本邦絹織物業が段々進步すると共に、海外に於ての需要も大に增して參りました、然るに此精練品質に至りまして、大に非難の聲が高いのでございます、故に之を現狀の儘に棄て丶置きますると、是まで贏ち得たる聲價を墜す虞があります、故に輸出羽二重と同一系統に在る是等の織物をば、輸出羽二重精練業法中に改正を加へまして、さうしてそれと同樣なる施設を爲したいと思ふのでございます、是が本改正法律案を提出したる所以でございます、願くは御審議の上御協贊あらんことを願ひます。

○議長(大岡育造君) 日程第四委員の選擧を議題に致します。

第四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 委員は議長指名九名に決するに御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、仍て決しました。

○岩崎勳君 議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に會計檢査院法中改正法律案の第一讀會の續を開き、委員長の報告を求め、且つ其審議を進められん事を望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 日程變更に御異議はございませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、仍て日程は變更せられました。

會計檢査院法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)(確定議)

○渡邊昭君 議長、

○議長(大岡育造君) 渡邊昭君。

〔渡邊昭君登壇〕

○渡邊昭君 本員は會計檢査院法中改正法律案に付きまして、委員會の經過並に結果に付て御報告申上げます、本案は極めて簡單なる法律案でありまして政府提案の理由は、會計檢査院法中第二條の副檢査官專任十四員とありますのを、十七員に增加を致したいと云ふのであります、其理由とする所は、歳計の膨脹に伴ひまして、會計檢査の事務の繁劇を加へました爲めに、是が進捗を圖る爲め、一面には更に一層檢査の周到改善を圖りたいと云ふ趣意に過ぎないのであります、御承知の如く會計檢査院に於きまする職員組織の規定は、同法の第二條に於て規定されてあるのであります、即ち院長一名、部長二名、檢査官八名を以て會計の檢査に當るのであります、更に書記官專任一名、副檢査官專任十四名、及書記技手を以て組織されてあるのであります、此副檢査官專任十四員とありますのを十七員と云ふことに致して、三員の增加を致したいと云ふのであります、委員會は質問應答を重ねまして、審議の上我帝國會計の現狀に鑑みまして、政府提案の三名副檢査官增加の必要ありと認めまして、全員一致を以て可決致しました、此段御報告申上げます(拍手起る)

○岩崎勳君 本案は讀會の順序を省略して委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、仍て讀會を省略して可決確定したることを宣告致します、日程第五衆議院議員選擧法中改正法律案の第一讀會を開きます――藤澤幾之輔君。

第五 衆議院議員選擧法中改正法律案(武富時敏君外六名提出) 第一讀會

衆議院議員選擧法中改正法律案

衆議院議員選擧法中左ノ通改正ス

第八條第二號中「一年以上」ヲ「六箇月以上」ニ改ム

同條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 選擧人名簿調製ノ期日前滿一年以上直接國税二圓以上ヲ納メ仍引續キ納ムル者又ハ中學校、師範學校若ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認メタル學校ヲ卒業シ又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノト檢定セラレタル者ニシテ且獨立ノ生計ヲ營ム者

家督相續ニ依リ財産ヲ取得シタル者ハ其ノ財産ニ付被相續人ノ爲シタル納税ヲ以テ其ノ者ノ納税シタルモノト看做ス

第九條中「中斷セラルルコトナシ」ノ下ニ「其ノ納税ニ關スルモノハ選擧人名簿調製ノ期日後異動ヲ生スルコトアルモ該名簿ニ依リ行フ選擧ニ限リ選擧權ヲ失ハサルモノトス」ヲ加フ

第十條中「三十年」ヲ「二十五年」ニ改ム

第十一條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 六年以上ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者

四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

政府ノ特別ナル保護若ハ監督ヲ受クル銀行又ハ會社ノ無限責任社員、重役及支配人ハ被選擧權ヲ有セス其ノ銀行及會社ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

政府ノ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ政府ノ請負ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、重役及支配人ハ被選擧權ヲ有セス

第十四條 官吏ハ勅令ヲ以テ指定シタル者ヲ除クノ外被選擧權ヲ有セス但シ退職者ハ此ノ限ニ在ラス

選擧事務ニ關係アル官吏、吏員ハ其ノ選擧區內ニ於テ被選擧權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後三箇月ヲ經過セサル者亦同シ

第十五條 削除

第十六條 削除

第十八條第四項中「官位、」ノ下ニ「學歴、」ヲ加ヘ「生年月、」ヲ「生年月日、」ニ改ム

第四十二條中「立會人」ヲ「投票立會人」ニ改ム

第五十條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ投票管理者投票所ノ秩序ヲ紊スノ虞ナシト認ムル場合ニ於テハ投票ヲ爲サシムルコトヲ妨ケス

第五十五條第二項ヲ左ノ如ク改ム

開票管理者ハ開票立會人ト共ニ各投票所ノ投票ヲ各別ニ點檢スヘシ

第七十條第五項中「同年月」ヲ「同年月日」ニ改ム

第七十八條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ場合ニ於テ當選人ナキトキ又ハ選擧ノ日ヨリ一箇年以後ニ同一選擧區ニ於テ議員定數ノ三分ノ一以上闕員ヲ生シタルトキハ地方長官ハ內務大臣ノ命ニ依リ其ノ命ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內ニ補闕選擧ヲ行フヘシ

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

議員ノ闕員ヲ生スルコトアルモ其ノ議員ニ對シ當選訴訟アリタル場合ニ於テハ其ノ裁判確定スルニ非サレハ本條ノ手續ヲ行フコトヲ得ス

第八十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

當選訴訟ノ裁判確定前當選人死亡シタルトキハ檢事ヲ以テ被告トス

第八十六條中「十圓以上」ヲ削ル

第八十七條第一項中「一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上百圓以下」ヲ「一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下」ニ改ム

第八十八條第一項中「二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ付加ス」ヲ「二年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第八十九條中「二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ付加ス」ヲ「二年以下ノ禁錮ニ處ス」ニ改ム

第八十九條ノ二 選擧ニ關シ官吏、吏員故意ニ其ノ職務ノ執行ヲ怠リ職權ヲ濫用シ威迫ヲ加ヘ又ハ偏頗ノ措置ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第八十九條ノ三 通信官吏選擧ニ關スル電信又ハ郵便物ヲ開披、抑留、毀損若ハ拋棄シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第八十九條ノ四 第十四條ニ依リ勅令ヲ以テ指定シタル者及退職者ヲ除クノ外官吏ハ選擧人ヲ勸誘シ其ノ他選擧運動ヲ爲スコトヲ得ス之ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十條第一項中「一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上」ヲ「一年以下ノ禁錮又ハ」ニ改ム

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

投票ヲ取出シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第九十一條第一項中「四月以上四年以下ノ輕禁錮ニ處ス」ヲ「四年以下ノ禁錮ニ處ス」ニ改ム

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

多衆聚合シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ刑法第百六條ノ例ニ依リ處斷ス

第九十二條第一項中「多衆ヲ嘯聚シタル者ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處ス」ヲ「多衆聚合シタルトキハ首魁ハ三年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス」ニ改ム

同條第二項ヲ削ル

第九十三條第一項中「選擧人、議員候補者及選擧運動者ニシテ」ヲ削リ「二年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上」ヲ「二年以下ノ禁錮又ハ」ニ改ム

第九十四條中「前條ノ例ニ依リ一等ヲ加フ」ヲ「三年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十五條中「十五日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ五圓以上」ヲ「六月以下ノ禁錮又ハ」ニ改ム

第九十七條 演說、新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス選擧ニ關シ選擧人、議員候補者又ハ選擧運動者ヲ誑惑スルノ目的ヲ以テ虛僞ノ事項ヲ流布シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス新聞、雜誌ニ在リテハ前條但書ノ例ニ依ル

第九十八條中「一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ付加ス」ヲ「一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十九條中「五圓以上」ヲ削ル

第百條 削除

第百一條中「刑ニ」ヲ「罰金以上ノ刑ニ」ニ改ム

第百十一條 本法ハ次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス但シ北海道根室支廳管內占守郡、新知郡、得撫郡及色丹郡並東京府小笠原島ニ付テハ勅令ヲ以テ施行ノ期日ヲ定ム

別表

東京府	東京市	十五人	八王子市	一人
	郡部(伊豆七島トモ)	八人		
京都府	京都市	三人	郡部	五人
大阪府	大阪市	十人	堺市	一人
	郡部	七人		
神奈川縣	横濱市	三人	横須賀市	一人
	郡部	五人		
兵庫縣	神戸市	三人	姫路市	一人
	尼崎市	一人	郡部	十二人
長崎縣	長崎市	一人	佐世保市	一人
	郡部	六人	對馬	一人
新潟縣	新潟市	一人	長岡市	一人
	高田市	一人	郡部	十二人
	佐渡	一人		
埼玉縣		十人		
群馬縣	前橋市	一人	高崎市	一人
	郡部	七人		
千葉縣		十人		
茨城縣	水戸市	一人	郡部	九人
栃木縣	宇都宮市	一人	郡部	七人
奈良縣	奈良市	一人	郡部	一人
三重縣	津市	一人	四日市市	一人
	宇治山田市	一人	郡部	七人
愛知縣	名古屋市	三人	豐橋市	一人
	岡崎市	一人	郡部	十一人
靜岡縣	靜岡市	一人	濱松市	一人
	郡部	一人		
山梨縣	甲府市	一人	郡部	四人
滋賀縣	大津市	一人	郡部	五人
岐阜縣	岐阜市	一人	郡部	八人

長野縣	長野市	一人	松本市	一人
	郡部	十人		
宮城縣	仙臺市	一人	郡部	六人
福島縣	若松市	一人	福島市	一人
	郡部	九人		
岩手縣	盛岡市	一人	郡部	六人
青森縣	弘前市	一人	青森市	一人
	郡部	五人		
山形縣	山形市	一人	米澤市	一人
	郡部	六人		
秋田縣	秋田市	一人	郡部	六人
福井縣	福井市	一人	郡部	四人
石川縣	金澤市	一人	郡部	五人
富山縣	富山市	一人	高岡市	一人
	郡部	五人		
鳥取縣	鳥取市	一人	郡部	三人
島根縣	松江市	一人	郡部	五人
	隱岐	一人		
岡山縣	岡山市	一人	郡部	八人
廣島縣	廣島市	一人	尾道市	一人
	吳市	一人	福山市	一人
	郡部	十人		
山口縣	下關市	一人	郡部	七人
和歌山縣	和歌山市	一人	郡部	五人
德島縣	德島市	一人	郡部	五人
香川縣	高松市	一人	丸龜市	一人
	郡部	五人		
愛媛縣	松山市	一人	郡部	八人
高知縣	高知市	一人	郡部	五人
福岡縣	福岡市	一人	久留米市	一人
	門司市	一人	小倉市	一人
	若松市	一人	八幡市	一人
	大牟田市	一人	郡部	十一人
大分縣	大分市	一人	郡部	六人
佐賀縣	佐賀市	一人	郡部	五人
熊本縣	熊本市	一人	郡部	九人
宮崎縣		四人		
鹿兒島縣	鹿兒島市	一人	郡部	八人
	大島	一人		
北海道廳	札幌區	一人	函館區	一人
	小樽區	一人	旭川區	一人
	室蘭區	一人		
	札幌、留萠、上川、空知、室蘭、浦河各支廳管內	六人		
	函館、檜山、後志各支廳管內	三人		
	根室、釧路、河西、網走、宗谷各支廳管內	二人		
沖繩縣	那覇區	一人	郡部首里區、宮古島及八重山島トモ	三人

本表ハ十年間ハ之ヲ更正セス

「藤澤幾之輔君登壇」

「拍手起る」

○藤澤幾之輔君　本案の要旨と提出の理由は、昨年の春の議會に於て申述べましたる所と、大體異りたるものがございませぬ、唯々二三の點に於て、殊に選擧權の擴張の程度に於て、異りたるものがあるに過ぎませぬ、故に此場合に於て詳細なる說明を致しますることは、殆ど必要を感じませぬのでありますけれども、案が重要でありますだけそれだけ、多少の說明を致しまする責任があるやうに思はれますからして、重要なる箇條と思ひまする數箇の箇條に付て、僅に其說明を致します、第一には選擧權の擴張でありまして、曩の改正案提出の場合に於ては、納稅資格を十圓以上とありますものに對して、五圓以上と修正致さんとしたのでありましたが、此度は低減致しまして二圓と致しました、それから住所の上に於きましては、現行法に一年以上とありますものを、此度は六箇月以上と改めまして、次には智識階級に於て特に其資格を與へたのでありまして、是が選擧權擴張に關する事項に係るのであります、次には被選擧人の年齡制限であります、三十年を二十五年以上と致しました、それから勅令に於て規定致しましたる官吏の外には、一切選擧權を與へない、又一般の官吏に對しましては、選擧の運動を許さない是も此案の要旨の一箇條であります、それから名簿に付て改正を試みてありますが、一旦名簿が確定致しましたる以上は、同一名簿に於て選擧を行はんと致しまする其時は、假令選擧資格に異動を生じましても、其選擧權を失はしめない、斯く云ふのが一箇條ございます、それから投票に關する開票の方法を改正するのが又一つの目的なんで、申上げるまでもなく、現行法は各投票區に於て選擧致しましたる所のものを集めまして、さうして之を混同致して點檢致して居るので所謂合同點檢の法を改めまして、此度は各投票區に於て投票致しましたる其投票函を、各別に開票致すと、斯う云ふことにしたいと云ふのが一箇條であります、それから議員の分配方法であります、現行法は御承知の通りに、四捨五入の制を用ゐて居ります、所が人口增加の結果と致しまして現行法の例に依りますると云ふと、議員の數が非常に多くなります、そこでありますから、實行上に差支へまするが爲めに、四捨五入の制を改めまして、端數切捨の法を採用することに致したいと云ふのが一箇條であります、それから議員の數が大變增して居りますが、是亦申上げるまでもございませぬ、人口の增加と獨立選擧區の增加の爲めに、斯樣に增加致すのであります、それから罰則の改正、是は國民黨の本案と同一の案の提出者の說明のありました通り、刑法の改正の自然の結果と、それから現在の選擧界を成たけ廓淸したいと云ふことから幾らか刑罰を重く致してあります、それから補[illegible]の[illegible]に付て、一つの修正を提出致した、現在は一年[illegible]には[illegible]者を以て之を補ふことになつて居りますが、其[illegible]後に闕員ありまする場合に於ては、一般の規定に從ひまして選擧を行はなければならない、一人の[illegible]に大變な騷ぎをせねければならぬと云ふので、色々議論があります、併ながら補闕選擧は、御承知の通り其時に於ける國民の意見を聞くことが出來、又人民の意嚮何所に在るかと云ふことも察することが出來るのでありますから、多少の困難は忍ばなければならぬと考へますけれども、併ながら出來るならば何とか簡便の法を執りたいと云ふ關係から、市町村會議員の例に必ずしも據つたと云ふ譯でありませぬが、市町村會議員の場合に於ては、三分の一以上の闕員が無かつたならば、必ずしも補闕選擧を行はなければならぬと云ふことになつて居るのでないのでありますから、矢張此衆議院の選擧の場合に於きましても、一選擧に三分の一以上の闕員を生じなかつたならば、補闕選擧を行ふに及ばない、是は一年の期間後の場合を指すのであります、それから本案は選擧區制に觸れて居りませぬ、是は此前と毫も異る所はないのであります、要するに昨年の本案と違ひまする點は、十圓以上とありました納稅資格を――十圓以上を五圓以上と致しましたものを、此度は二圓以上に低減致したと云ふことと、其の低減致した理由は、敢て爰に述ぶる必要も無いやうでありますが、之を一言にして盡せば、國家社會の現狀が尙ほ選擧權を擴張するの必要がある、斯う云ふ理由に基きまして、昨年五圓以上でありましたものを、此度は二圓以上に致しましたのであります、それから唯今申上げました補闕選擧に關する點と、それからもう一つ昨年と違ひましたのは、此棄權者を罰する、謂れなくして國家に對する義務を盡さない者に對して、制裁を加へると云ふ箇條が一箇條、前回の改正案に在つたのでありますが、此度はそれを除きました、此三項が前後の間に相違があるに過ぎませぬ、諸君、選擧法は既に曩に國民黨の諸君から提出せられまして、唯今は委員會に移つて居ります、又遠からざる中に、政府からも御提出になるべく期待致されて居るのであります、故に是等三つの案に付て御同樣十分なる審理を遂げまして、どうか所期の目的を達したい積りであります、どうか御贊成を願ひま

す。

〔拍手する者あり〕

○萩亮君　議長。

○議長(大岡育造君)　萩亮君。

〔萩亮君登壇〕

○萩亮君　唯今の選擧法改正案に付きまして、御提案者に質問致します、唯今藤澤君から御説明になりまして、此選擧法改正の御趣意は大體分りましたが此澤山改正の點を御述になりました中に、最も重要なる點と信ずる點に付て御尋ねします、第一に選擧區劃には改正案は觸れて居らぬと云ふ御説明でありましたが、如何にも其通りに見えます、第一私は此區劃に付て御提案者に伺つて置きたいのです、選擧に付て何か一番大事なものであらうか、何か一番選擧と云ふもの丶根本主義を成して居るのであらうか、是は私が申上げませぬでも、諸君は能く御承知の事であるのです、即ち選擧に於て、選擧人の自由意思と云ふことが根本の問題であらねばならぬ、我國の選擧法を首め、歐米列國の選擧法に於きましても、如何に選擧人の自由意思を保護せんとして、種々の規定を設けて居るかと云ふ事に、能く諸君の御承知の通りである、手近な我國の法制を見ましても、彼の無記名――無記名と云ふことは、元來選擧に於ては、是が正々堂々とやるならば記名でなければならぬ、併ながら無記名の制度を採つた所以のものは、即ち選擧人の自由意思を尊ぶに外ならぬのであります、それから第二に選擧場裡の取締と云ふことは嚴密に致して居る、是も即ち選擧する場所を他から窺見ることの出來ぬやうにして居るのは、取りも直さず是も選擧人の自由意思を尊ぶ法制に外ならぬと信じます、それから幾多の罰則を設けて、或は買收、暴行、脅迫、有ゆる不法の事を禁じて居るのも、畢竟するに選擧人の自由意思を保護するに外ならぬのであります、斯う云ふ事は、精しく申上げぬでも御案内の事でありますから此位に止めて置きますが、併ながら是等の自由意思を保護すると云ふことは、元來自由意思なるものが成立つた後の話であります自由意思者から見ると、即ち枝葉末節に過ぎないのである、又大選擧區小選擧區と云ふものか、即ち此の選擧人の自由意思の成立に、非常な關係を有つて居るものと信じます、今日の我國の文化の程度、並に交通機關の發達の點から見ますと、一郡多くも二郡位から候補に立つ人であると、其選擧の場合に於て、候補者の如何なる人であるか、如何なる智識を持つて居る人であるか、如何なる經驗を持つて居るか、其人格即ち爲人は、どんな人であるかなど丶云ふ事は能く分ります、併し今日の現行法の如く、是が大選擧區であると云ふと殆ど分らない、候補者の爲人は扨措いて、そんな人の存在も認めない(「君の如し」と呼ふ者あり)又は澤山あるのである(「謹聽々々」と呼ふ者あり)是は選擧區が大きくなるに從つて、其事情は益々加はるのです、選擧人は、殆ど候補者のどんな人であるかと云ふことが分らぬから二人の候補者がある時分、孰れの候補者に投票して宜いか、自由意思は成立たぬのである(笑聲起る)御笑になることでないです、實際吾々は昨年の三四月後に各府縣に補闕選擧がありましたが、吾々が其補闕選擧に臨んだ時分、選擧民の意思を聽くと、先づ第一に聽くのは候補者はどんな人である、如何なる人格の人である、斯う云ふのが第一に來るのである選擧人は全く知らずに投票して居ると云ふのが、實際の今日の狀態であるのであります、それで單り我國のみならず、歐米の先進國が悉く小選擧區の制度を採つて居るのは、何れも是等の點に深く注意を拂つて居るのである、或は歐洲の列强と云ふことは出來ぬが、歐洲の小さい國、例へば西班牙、普漏西の如きは、大小選擧區の併用になつて居るやうです白耳義と瑞典、露西亞の如きは大選擧區であります併ながら之を能く吟味して見ますと、白耳義の大選擧區とはどう云ふものかと云ふと、一區が四萬人に付き一人の議員を出すと云ふ制度になつて居る、我國の十三萬制度と大變な相違があるのです、それから瑞典の如き、大選擧區と云ふけれども其一選擧區の人口十萬に過ぎないのであります、是では名は大選擧區であるか知らぬが、我國の選擧法よりまだ人口の割當は少ないのである、斯う云ふ狀態でありますから、選擧人は、候補者が如何なる人であるか、如何なる人を撰擇すべきやは能く分るのである、世界列强で露西亞を除いては、日本の如き大選擧區制度は私は無いと信じます、然るに憲政會所謂多士濟々たる憲政會諸君は、何を苦んで此大選擧區制を維持せらるのでありますか、我黨と憲政會は、餘り其成立に於て相違が無い又黨の事情としても餘り異つて居らぬのです、然るに此制度を維持せらる丶ほどう云ふ點であるか、此選擧人の自由意思など云ふものは、選擧に必要ないものと信ぜらる丶のであるか若しさうでないとせらる丶ならば、今日の實際に於て、大選擧區の下に果して能く多數の候補者の爲人、學識、經驗、人格と云ふことを、能く知つて居ると認めまするのであるか、此の點を伺ひたい、是が一點であります、第二點は議員選擧に關する新たなる規定、唯今藤澤君の御説明になりました通り、此憲政會の提案に依ると、定員三分の一以上の闕員がなければ、補闕選擧はせないと云ふ事になつて居るのである、吾々の信ずる所に依ると、苟も定員を定めた以上は、此定員は絶對的に必要なるものと信ずるのである、然るを三分の一以上の缺員までは――三分の一以下の缺員までは其儘に措くと云ふことは抑々何の理由に依つてこんな事を制定せらるるのであるか、恐らく是は憲政會諸君も腹の中では――頭の中では、大選擧區制の弊害を認めて居るのである大選擧區制の遂に今日に維持すべからざることを知つて居る、それ故に斯の如き窮策を設けて、大選擧區制の弊害を緩和せられんとするに出でたことは明かである……

〔「補闕選擧ばかりに非ず」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　靜肅に……

○萩亮君　併ながら斯の如きは、詰まり卑俗に謂ふ角を矯めんとして其牛を殺すものである、他の例を以て言ふならば、元來選擧區に配當せられた十名なり五名なりは絶對的必要なものである、それを三分の一までは差支ないなどの如きは、實に亂暴極まる法制と信じます、(「ひや〳〵」「人民を侮辱するものなり」と呼ふ者あり)元來人に向つて、貴樣の三分の一までは殺いても差支ない、我慢しろと云ふやうな法制があつたら、果して能く憲政會諸君は之をも忍び得るのであるか、吾々はそんな亂暴な法制を設けなくても、差支ない法制があるに拘らず此方法に出でられるのは、畢竟從來の行懸に囚はれた結果でなからうかと存じます(「其通り」と呼ふ者あり)詰まり憲政會諸君も、本當に頭の中では、吾々と同感であるに相違ない、已むを得ざるの規定を爲して居ると云ふことは、畢竟憲政會の決案に於て、法案自身が大選擧區制の遂に採用することの出來ないと云ふことを證明して居るのが、此補闕選擧の制度である、併ながら尙ほ此點に付てさうでないと云ふ理由がありますならば、さうして私の蒙を啓くことが出來るならば洵に幸であります(「大に蒙を啓いてやる」と呼ふ者あり)第三は此知識階級の選擧權であります、是は一應は御尤な規定である、併ながら此點に付て伺つて置きますが(「早くやり給へもう一遍見直して」と呼ふ者あり)今日は憲政會諸君の提案も、國民黨の提案されたのも、詰まり矢張財產の點に於て二圓と云ふ制限を設けてあります、併ながら最早今日の時は、殆ど普通選擧を要求しつつあるのである、是は能く御提案者も御存じの事であります、それ故に吾も遠からずさうならうと考へて居る、此時勢に於て、吾々は財產に於て制限をするから、既にもう時代思潮に後れつ丶あると信ずる然るに更に茲に知識階級と云ふ此一階級を設けて、平等たるべき人間に階級を設けると云ふことは、果して今日の時代思潮に副ふものであるか否や、甚だ疑はしいのである、結局さう云ふ一度階級を設けますと云ふと、之を除くと云ふことは中々容易でない憲政會諸君の中にも普通選擧を絶叫せらる丶方もあるが、中々それが容易に行かぬ、知識階級でも既に茲に制度を設けた以上は之を打碎くと云ふことは中中一朝一夕に行かないのである、是は平素の憲政會諸君の持論に副はぬではないかと存ずる、尙ほ之に相當の理由があれば承りたいのである、それから此檢定云々と云ふことがありますが、是は恐らく學校敎師の檢定試驗と云ふのがありますから、何れ其檢定試驗のこと丶考へます、併ながら若しさうであるとするならば、檢定試驗を受けない人はどうするのであるか、さうであるとすれば、詰まり此規定は不徹底なものではないか、若し又更に此衆議院議員選擧權者に、檢定試驗と云ふやうなものでも御設になつてやると云ふことならば、一應聞えて居るが、それは中々容易ならぬ事ではないか、何れにした所で甚だ感服しないのであります、(笑聲起る)要するに以上三點に就て、明快なる御答を承りたいのであります。

○藤澤幾之輔君　議長。

○議長(大岡育造君)　藤澤幾之輔君。

〔「登壇を願ひます」と呼ふ者あり〕

○藤澤幾之輔君　第三までの御質問でございますが要するに何れも皆な萩君の御意見である、第一の點の御尋の場合に於きまして、自由意思に關する御説

題など、唯今一寸考へました所では、適切な答辯を致しますに苦まざるを得ぬ、却て御述になつたやうな理由ならば、寧ろ其結果として、大選擧區制に御賛成になる筈でないかとまで思はれるのである、けれども今左樣な問題に付て、此所で爭ふことも如何かと思ひますから、委員會で尙ほ十分に御意見を承つて御挨拶をしたいと思ひます、それから補闕選擧のこと、是も色々御意見がありましたが、是も全く御議論でありまして、敢て此所で答辯する必要もない、第三の御意見に付きましては、私共傾聽致しました、どうか萩君並に萩君の御友人等は、唯今萩君が御述になつた事に對して、御貫徹に御努力あることを希望致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勲君　本案は嚢に委員付託になりたる高木益太郎君外三名提出、衆議院議員選擧法中改正法律案の委員に、併せて付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「賛成々々」と呼ふ者あり〕

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なければ動議の如く決しました――日程第六日肥鐵道建設に關する建議案を議題と致します、長峰與一君。

第六　日肥鐵道建設に關する建議案（長峰與一君外三名提出）

日肥鐵道建設に關する建議案

日肥鐵道建設に關する建議

一宮崎縣下妻輕便線路終點妻町に起り杉安、越ノ尾、村所及熊本縣下湯前、多良木を經て人吉町に至り九州線に聯絡する鐵道

本鐵道は産業の發展に資し交通の不備を補ふ爲急設を要するものと認む依て政府は速に本線の建設に著手せられむことを望む

右建議す

〔長峰與一君登壇〕

〔拍手起る〕

○長峰與一君　極く簡單に説明を申上げます、説明の先づ順序と致しまして、宮崎妻輕便鐵道の由來を述べまして、其本論に入らんとするのでありますが宮崎縣は天惠の富源は、他の何れの地方にも劣らずして、寧ろ優秀なる地方であるのでありまするに拘らず、文明の機關に浴することが出來ずして、縣民深く慨しまして、線路の一線をも得ること能はざるを、貧弱なる縣經濟を以ちまして、多額なる縣債を起して、宮崎を起點と致しまして、妻に至る鐵道線路を建設致したのであります、而して其の終點を妻に致しましたるのは、所謂「メラ」山と稱しまする、千古斧鉞を入れざる大森林を控へて居りまして、製材に、板材、礦産物に、其豐富なる財源を開發せんとしたる次第でございます、而して縣の經營として、以後相當なる成績を擧げて居りましたが、日豐線の建設の費用が政府に依つて計上せらるゝことになりまして、其線路は政府の買上となりまして、今日に於ては、政府即ち鐵道院の經營となつて居るのであります、で本件建議案の趣旨は、此終點たる妻町を延長致しまして、杉安、越ノ尾、村所、及熊本縣下湯前、多良木を經て、さうして人吉に至つて、九州本線に合したいと云ふ希望であります、乃ち其線路の延長は約五十哩の短距離であります、で此妻町を以て、終點と致しまする如きは、宮崎熊本との兩縣境界の富源を、纔に其門戸を窺ふと云ふ次第でございまして、未だ其堂奥に達して居らぬのであります で兩縣下の富源を開發すると云ふことに付きまして此妻町を以て終點として了ると云ふことは從前の縣經濟を以て建設を致して居りましたる時代に於ては或は已むを得ざる時期であつたらうと思ひまするが併ながら今日政府の力を以て、政府の經營となつて居りまする以上は、殊に今日國運の進展、地方産業の發展に稽へまするときは、之を許さないのであります、況や其沿道に於きましては、林産物のみならず、其他重要の遺利は開發を待ちつつあるのであつて、殊に此本線に當りまする湯前より人吉に至りまする地方の沃野は、廣濶に亘つて居りまして農産物に富み、其利益線たるや、敢て贅言を要しないと本員は思ふのであります、で此線をして開通せしめましたならば、九州の中部横斷線として其價値を發揮しまして交通の至便は勿論、九州中部の富源を開發して、東に於ては福島に於て分岐致しましたる日豐線の營養線となり、西に向つては九州本線の營養線となりましては、若夫れ八嶽線の將來を考ふるに至りましては、益々本線鐵道の建設を必要とする次第でございます、願くば滿場の諸君、多數の御協贊を得たい次第でございまする。

〔拍手起る〕

○岩崎勲君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎勲君。

○岩崎勲君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられむことを望みます。

〔議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く〕

○副議長(濱田國松君)　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議がなければ岩崎君の動議の通り決定致します、日程第七野岩羽鐵道速成に關する建議案――提案者の辯明を求めます、八田宗吉君。

第七　野岩羽鐵道速成に關する建議案（八田宗吉君外六名提出）

野岩羽鐵道速成に關する建議案

野岩羽鐵道速成に關する建議

一栃木縣下今市より分岐し福島縣下田島若松を經て山形縣下米澤に接續する鐵道

右は奥羽線及磐越西線より東京に至るへき線路を短縮し栃木福島山形三縣に於ける森林鑛物の開發上最急を要するものと認む依て政府は速に相當の措置を採り建設に著手せられむことを望む

右建議す

〔八田宗吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○八田宗吉君　諸君、本建議案は昨年第四十議會に於きまして、諸君の御協贊に依り、滿場一致可決せられたるものであります、然るに今復た此案を出して諸君を煩はし、諸君の御同情に愬へて、速に政府をして本鐵道の速成に著手せしめざるべからざる事情に在りますることを、遺憾とするものでありまする、本鐵道は栃木縣今市より起つて、福島縣會津の平野を經て、山形縣米澤市に至つて、奥羽線に合するものであります、從來此案に付きましては、會津を中心として、栃木縣、山形縣二縣の有志に依つて熱心に提唱され、議會の度毎には沿道人民より請願書を出して、貴衆兩院に於ては、毎回採擇せられて居るものでありまする、而して第三十一議會の時に、議員日下義雄君に依つて、建議案として通過して居る、歷史ある建議案でありまする、本線路敷設になりますれば、[illegible]と、新潟市より東京に參りまする[illegible]は、非常に短縮致して參りまするし、且つ[illegible]る緩傾斜でありまする爲めに、輸送力に非常なる好成績を[illegible]しまする爲めに、此國防上より申しましても、必要なる線路となりますることは、本員の架設を俟たざる次第でありまする、此線路の通過しまする途中は、全く此東北の中央を縱貫致して居りまする爲めに、森林鑛物、斯樣なる物には非常に富んで居ります、即ち太平洋に二十五里、日本海に二十五里、斯樣なる中を通つて參りまする全くの縱斷線であります、殊に此田島を中心と致しまする南會津郡は福島縣の一大寶庫であると斯う稱せられて居る處でありまして一郡の面積が百六十餘方里、香川縣よりも、佐賀縣よりも、神奈川縣よりも其面積の大きい大郡であります隨て此停車場に遠い、一番近い處で十四里、遠い處に至りますると三十二里もある、停車場に達するのに斯樣に隔つて居る處であります、實に其不幸其不便、同情に堪へざる次第であります、食糧問題は今や國家の大問題となつて居ります、而して現政府は鋭意此點に力を注がれ、開墾助成法案の如き、其解決の一策として御提出になりましたことは、本員等の大に歡ぶ所であります、就きましては此南會津郡の如き、又山形縣に接して居ります耶麻郡の如き、廣漠たる所の土地には速に交通機關を設けて、開墾すべき餘地ある處に向つて人民を送り、資本家を向けて拓殖せしむることは、確に急務たることを感ずるものであります、本員等は朝鮮、滿洲、北海道、或は斯樣なる殖民地に依りまして、其交通機關の頗る整つて居ることを非常に喜ぶものでありますが、併ながら此内地に於て、斯る僻陬の地に先祖代代忠君愛國の思想を以て國家に貢獻し、犧牲の精神に富んで居る人民が住んで居るに拘らず、斯樣な所に對しては、政府は益々此國有鐵道の意味を實現して、一層文明的の交通機關の恩に浴せしむることにする急務なるを感ずるものであります、どうぞ諸君の御同情に依りまして、本案の目的を貫徹致したいと存じます。

○岩崎勲君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「賛成々々」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　岩崎君の動議に御異議はあ

りませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君) 御異議がなければ岩崎君の動議の如く決します。

○岩崎勲君 議長。

○副議長(濱田國松君) 岩崎君。

○岩崎勲君 日程第八に對して、延會の動議を提出致します。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君) 御異議がなければ延會と致します、日程は是にて終りました次會の日程は公報を以て御通知いたします、今日は是にて散會いたします。

午後三時二十四分散會

○大正八年二月六日(木曜日)

午後一時九分開議

議事日程 第十號

第一 大麥、小麥及小麥粉の輸入税減免に關する法律案(政府提出) 第一讀會

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三 朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五 第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第六 大正五年法律第四號中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第七 會計士法案(近藤達兒君外一名提出) 第一讀會

第八 朝鮮平元鐵道急設に關する建議案(牧山耕藏君外五名提出)

第九 葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案(高田耘平君外一名提出)

第十 北鮮、裏日本聯絡航路延長に關する建議案(上田安太郎君外九名提出)

第十一 玄米食獎勵に關する建議案(荒川五郎君外四名提出)

第十二 織物業組合及葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案(小林源藏君外十三名提出)

○議長(大岡育造君) 諸般の報告を命じます。

〔原田書記官朗讀〕

一昨五日政府より提出せられたる議案左の如し

大麥、小麥及小麥粉の輸入税減免に關する法律案

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

一去四日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

林原制限地開發に關する質問主意書

提出者 森本是一郎君

青年指導に關する質問主意書

提出者 田中萬逸君

國民思想の善導に關する質問主意書

提出者 田中善立君

一去四日議員より提出せられたる議案左の如し

大正七年法律第三十七號中改正法律案

提出者 漆昌巖君 牧山耕藏君

一昨五日議員より提出せられたる議案左の如し

未成年者飲酒取締法案

提出者 根本正君 高見之通君 鈴木鋕藏君 齋藤壽雄君

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一昨五日委員長及理事互選の結果左の如し

日肥鐵道建設に關する建議案委員會

委員長 原田十衞君

理事 長峰與一君

輸出羽二重精練業法中改正法律案委員會

委員長 松井文太郎君

理事 西村正則君

大正七年法律第二十四號中改正法律案委員會

委員長 中川幸太郎君

理事 八田宗吉君

野岩羽鐵道速成に關する建議案委員會

委員長 戸狩權之助君

理事 近藤達兒君

一昨五日作業會計法中改正法律案外六件委員生田和平君、南澤宇忠治君辭任に付其補闕として隅田豐吉君、河上哲太君を、鐵道敷設法中改正法律案外一件委員三土忠造君、寺田省歸君、栅瀬軍之佐君辭任に付其補闕として林毅陸君、東武君櫻井庄平君を、帝國大學特別會計法中改正法律案外二件委員諏訪部庄左衞門君辭任に付其補闕として菅野傳右衞門君を、大正七年法律第二十四號中改正法律案委員毛里保太郎君辭任に付其補闕として南里琢一君を、野岩羽鐵道速成に關する建議案委員石射文五郎君辭任に付其補闕として八田宗吉君を孰れも議長に於て選定せり

○議長(大岡育造君) 日程第一及第三は、政府より緊急事件として要求がありました、仍て時日を繰上げて本日の日程に載せました、此段御報告申します是より會議を開きます、日程第一、大麥、小麥及小麥粉の輸入税減免に關する法律案の第一讀會を開きます。

第一 大麥、小麥及小麥粉の輸入税減免に關する法律案(政府提出) 第一讀會

大麥、小麥及小麥粉ノ輸入税減免ニ關スル法律案

政府ハ當分ノ内勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ大麥、小麥及小麥粉ノ輸入税ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員松本重威君登壇〕

○政府委員(松本重威君) 唯今日程に上りました法律案は、食料の需要供給を調節せしめます爲めに、大麥、小麥、小麥粉の輸入税を低減し、或は免除して、輸入の便利を圖らんとする趣旨でございまするで何卒御審議の上御協贊あらんことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 質問の通告があります、順序に依つて許します、武藤金吉君。

○江藤哲藏君 是より鐵道敷設法の委員會を開きたうございます。

○議長(大岡育造君) 許可致します。

〔武藤金吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○武藤金吉君 大麥、小麥、小麥粉の關税の低減及免除の法律案に付きまして、二三の疑を質して置きたいと思ふのであります、第一に當分の内期間を定め、勅令を以て之を低減免除すると云ふ、其當分の内と云ふ期間は何月何日までありますか、それを承りたい、第二には其關税定率の中で、第二類に屬して居りまする穀物、穀粉、澱粉の種類でありますが米及籾は既に關税を撤廢されてあります、此度大麥小麥及小麥粉を免除し、若くは低減すると云ふことであります、此低減の範圍はどう云ふことになるのでありますか、關税定率を見ますれば、大麥は百斤に付て四十二錢、小麥は六十五錢、小麥粉は一圓六十五錢になつて居ります、此中で小麥と小麥粉の差は、之を割合に致しますれば、從價約一割と二割五分に當つて居ります、此差は洵に大切な差でありまして、此差はどう云ふ標準を以て低減若くは免除をせられるものでありますか、明に承つて置きたいと思ひます、更に大麥、小麥の輸入の關税を低減免除するに當りまして、此大麥を米の不足の場合に食糧と致しますに付きましては、隨て馬糧に他の物を用ゐなければならぬ、既に陸軍省に於きましては、馬糧に高粱を用ゐて居る、又玉蜀黍も用ゐて居るさうでありますが、是等の關税に付きましては、政府は研究を爲されたのでありますか、研究なされても、是等の關税は低減免除の必要なしと考へられたのでありますか、承つて置きたい、更に小麥と同種類の物でありまして、澱粉若くは穀粉の中で「オートミール」の如き、若くは「コンミール」の如き、又は「タピオカ」、「マニオカ」、是等の穀粉、澱粉に對して、其儘にして置く御考でありますか、是等は雜穀の輸入税を撤廢し、低減すると云ふことに付きましては、其均衡を得、又其必要に於て最も攻究を要する點でありますが、唯今政府委員の御説明に於ては、一向其要領を得ませぬから、願くは大切な問題でありまして、殊に食糧問題に關聯して、現時に於きまして八釜敷き問題となつて居ります、是等の御説明は能く議場に徹底するやうに明細に御辯明あらんことを望む次第であります。

〔拍手起る〕

○田中隆三君 開墾助成法の委員會を開きたうございますから御許を願ひます。

○議長(大岡育造君) 許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 許可することに致します。

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣(山本達雄君) 此案は御承知の如く大藏

省が主となつて居るのでございますが、大臣病氣の爲めに缺席を致して居りまする故に、私より説明を申上げます、第一の大麥、小麥及小麥粉の撤廢若くは輕減に付きましては、時でございますると、當分の內期間を定め勅令を以て云々とありまするが、昨年の十月の末に於きまして、米及籾に付きまして、緊急勅令を以て撤廢を致しましたが、其期間は來る十月の末になつて居ります、それで同樣に今日米の供給を潤澤ならしむると云ふ爲めに元と起つたもので、それに隨伴致しまする大麥、小麥、小麥粉の減税若くは撤廢をすると云ふ案でございまする故に、矢張其主體となつて居りまする米と同樣、本年の十月末新米の出來る頃までに、之を撤廢若くは減税をしたいと云ふ精神でございまする、それから其小麥及小麥粉の此減税及撤廢の割合でございまするが、政府に於きましては、小麥に對しましての百斤七十七錢のものは全廢をすると云ふ積りでございまする、それから小麥粉の百斤に付て一圓八十七錢になつたと記憶して居りまするが、是は小麥と凡そ比例の取れる程度に於きまして、減税をしたいと云ふ積りでございます、それから陸軍省に於て大麥に代ふるのに高粱を以てすると云ふことでございまして、それに付ては高粱其他雜穀に付てまで其儘かと云ふことでございまするが、政府の主と致しまする所は、成程此間接には食糧を助ける物は、雜穀の中に於てまだ外に粟の如き又高粱の如き物に於きましても、又豆の如き物に於きましてもありまするが、成べく直接に食糧となつて、米の不足を助けると云ふ物に局限をして行きましたならば、宜しからうと云ふ積りでございまして、其外の物に於きましても、成程間接には食糧となるべき物もありますが、其輸入の數に於きましても、餘り大きなことが見出しませぬ、故に先づ此位な程度に於てやつたならば適當であらうと云ふ考に於て、今の三種類に定めましたる次第でございます、御答を申上げます（拍手起る）

○武藤金吉君　尙ほ一つ承りたいのでありまするが粟、高粱、玉蜀黍、其他の澱粉穀粉に付きましてはそれで宜しいと致しまして、此麥麩はどうなさる御考でありますか、麥麩は小麥を小麥粉にする間のものでありますが、麥麩は是は關税の中で種類が別の所にありますが、百斤に付て二十錢課税せられて居ります麥麩はそれでは抛つて置くと云ふ御意思でありますか、是は小麥と小麥粉とに關係を持つて居るものでありますから念の爲めに伺つて置きます。

○議長（大岡育造君）　山本農商務大臣。

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

○國務大臣（山本達雄君）　麥麩は主に馬糧となるべきものでありまして、成程相當の輸入はありますが先づ此所までは及ばぬでも宜からうと云ふ積りで、之を除きましたる次第であります。

○議長（大岡育造君）　川崎克君。

〔川崎克君登壇〕

〔拍手起る〕

○川崎克君　唯今御提出になりました大麥、小麥小麥粉の輸入税低減若くは免除に關する法律案に就て二三質疑を致して見たいと思ふのであります、第一に御尋致して見たいと思ひますのは、此今度の減免税の種類を單に大麥、小麥、小麥粉に限られたる理由は、どう云ふ譯であるか、唯今の農商務大臣の御説明に依りますと、他の物は比較的輸入が少いから其額に於ても——金額に於ても、數量に於ても、少いからと云ふ理由のやうに承つたのでありまするが大豆の如きは、其金額に於ても、其數量に於ても、大麥、小麥の如き物に比して、數量、金額、共に多いのでありまするのに、之を御除きになつた理由は單に數量の高以外に在るのであるか、それを承りたいのであります、單に大麥と云はず、斯る食料品の補充を爲す問題は、一般的に普遍的に御遣りになつた方が宜くはないかと思ふのでありまするが、單に是だけに限られたる理由を、先程御説明になつただけでは滿足が出來ぬのでありまするから、更に承りたいのであります、第二に御尋を致したいのは、小麥粉の減税をせらるべき程度でありまするが是は小麥粉は小麥に比して、從來の割合に依ると云ふことの御説明を今承つたのでありまするが、從來の例と申しますると、明治三十二年以來、小麥の小麥粉に對する割合は小麥に對して小麥粉は約倍額の税金になつて居るのであります、唯々三十九年に於て小麥の關税定率約一割五分に對して、小麥粉は二割五分になつて居りまする、近來になつて此小麥の一割五分に對して小麥粉は三割になつて居りまするが、此定率法のどちらを御採りになる御考であるか、之をはつきり伺つて置きたいのであります、之を伺ひますろ理由は申すまでもなく小麥は小麥として需要者の需要を滿足せしむる事は出來ないのであつて、小麥粉となつて現れなければならぬ關係上、製粉能率の上に大なる關係を有する問題でありますが故に、特に此點をはつきり伺ひたいのであります、第三に御伺致したいと思ひますのは今度の大麥小麥特に小麥粉に付て減免税を爲された御趣意は、生産地である濠洲、若くは支那の小麥、小麥粉を輸入せられる御方針であると思はるゝのですが、特に濠洲は千九百十五年以來、英吉利で輸出を禁じまして以來、千九百十八年までの間に、約三千三百萬石の小麥を貯藏して居ると云ふ事であり、毎年二千萬石足らずの小麥を產出すると云ふ事でありますから、濠洲には澤山な小麥のある事は明かである、又支那の山東省に於ては、年々一千萬石內外の小麥を出して居りますから、之を目的として是より輸入するの目的の爲めに、此法律案を出された御趣意と諒解をするのでありまするが、單に關税の低減免除のみにして、此小麥及小麥粉を內地に運びますに付ての、運賃の上に便利を得べき船舶管理令を御適用になるの御考があるや否や、若しおありになるとするならば、どれだけの程度に於ておやりになるのであるか、それを承りたい、若しおやりにならぬとするならば、何等か他に補給の方法を御考になつて居らるゝや否や、是も併せて承りたいのであります、最後に承つて置きたいのは、此法令の効力をして有効ならしむる點に於ても、斯の如き意味に於て御提出になつた趣意から考へても、兎に角之に依つて原料は豐富になり製粉は潤澤になると云ふことの道行だけは來るのでありまするが、其結果として、果して普通の純理から行けば、潤澤に供給せらるれば、伴ふて値段が安くなると云ふことは當然でありまするけれども、特に製粉に付いては必ずしもさう限定の出來ない事實が今まで澤山あるのであります、是れは何が爲めに斯の如きことがあるかと云ふことは、主として公定市場の今日まで無い結果でないかと思ふのであります、公定市場が出來て、取引の公定安全が保たれたならば今までの例のやうな不正なる製粉業者をして恣に値段の上下を爲さしめず、仲介業者をして假需要假供給を恣になさしめず、眞に公正なる取引が行はれなければならぬのでありまするけれども、從來の例に依れば明に昨年の二月の如きは、寺內內閣の下に行はれた所の小麥の値段の如きは、某商店の買占行爲の爲めに、一昨年の九月に三圓五六十錢の小麥が昨年の二月は六圓以上になつたと云ふが如き、僅に半年にして八割內外の高低相場を見たと云ふことは、品の不足の爲めに生じたに非ずして、其間に買占行爲を爲す者あり、公正なる取引市場の無かつたと云ふことは、大なる原因であると思ふのであります、啻に內地間の取引だけに止まらずして、先物の取引を爲す必要の上に於ても、外國との取引を結ぶ上に於ても、公正なる取引市場が有つたならば、先物の見据が著きますから、外國商人も安心して取引を締結することが出來るのであつて、此法令の精神をして實行力あらしむるものとするには、どうしても公設市場を必要としなければならぬ、之を附帶案としなければならぬと、斯樣に思ふのでありますが、先程からの御説明に於ては、此點に論及せられなかつたでありまするから、如何なる御考であるか、それを承りたい、單に此儘にして減免税を爲されても取引の公正を保たざる以上は龍を畫いて眼を入れざる嫌を免れぬ、願くは此點に付て當局大臣の懇切なる御答辯を要求する次第であります。

○議長（大岡育造君）　山本農商務大臣。

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

○國務大臣（山本達雄君）　御答致します、此輸入撤廢又は減税に付きまして、大麥小麥粉に限つて、それより尙ほ餘計に輸入のある大豆の如き物を除いたのは、何等の理由であるかと云ふ事でございますが是は唯々輸入が少ない爲めに除いた、輸入が多いが爲めに之れを入れたと限定するよりも、寧ろ直接に米の不足を補ふと云ふことに付ての、其食糧に近いものに於て、成たけ限定したいと云ふので、此三種に限りましたる次第であります、成程大豆の如き物は、滿洲より多額の輸入がありまするが、其輸入なるものは、多くは或は製油、又糟として肥料の如きものに於て、多く輸入するのでありまして、其方のものは故ら此所で關税を動かさなくとも、相當に入るものであると云ふ見込でございます、それで其大豆を供給する場所の違と、さうして今申す如き事であります、故に故らに關税を動かさなくつて宜からうと云ふ爲めに限りましたのでございます、それから其割合に付きましてゞございますが、武藤君の御質問に答へました如く、小麥に於ては現行に於て百

斤七十七錢になつて居ります、小麥粉に於きましては、百斤に付て一圓八十五錢になつて居ります、元と此差等を斯く著けましたと云ふことの源に遡りますと成べく製粉業の如きものゝ發達を圖りたいと云ふ爲めに、斯く差等があるのでございます、それでありまする故に、今日此二つの物を廢減税を爲すに付いても、矢張小麥の關税を撤廢する、それと同時に此の小麥の粉に於ても撤廢はせずして、凡そ小麥の其の撤廢に比例して、さうして小麥の粉の製造に害を爲さない程度に於いてやりたいと云ふ積りであります、それから此の小麥を此所で撤廢致しますれば、今日は支那に於き、又殊に濠洲あたりは、段々小麥が大分剩餘があると云ふやうなことも耳に致して居りまするが故に斯く致したならば、小麥の粉が相當に入つて來るであらう、而して今日の日本の製粉業者は、御承知の如く隨分餘計ありまして、總ての機械を此所で運轉しますれば、二千萬斤程も製造し得る力があるのでありますが、今日はどちらかと云ふと、それが五割六割位程の運轉であつて、十分に此の機械の運轉を爲さないと云ふ如き狀態でありまするが故に、斯く致したならば、其の方に付いても十分なる製造が出來得ることであらうと考へる次第でございます・而して又小麥の粉は、内に於いて斯く出來るが、今度は外に向つてはどうかと云ひますると、御承知の如く省令に於いて米、籾、小麥粉は輸出の制限をして居りまして、一々政府に向つて屆けなければ、之れを外國に輸出することが出來ないことに相成つて居るのでございます、それ故に小麥が入つて參りますれば、製粉の方が段々盛んになる、盛んになると同時に外に出るかと云へば、今申す如く制限があつて、内の價を下げることに於て、大に効力があらうと思ふのであります、而して昨年頃此製粉に於きまして非常なる動搖があつた、其動搖のあつたことは、公定市場が無い爲めであらうと云ふことで、それが爲めには如何なる考かと申すのでございます、一應御尤な御質問でありますが、之に付きましては、強ちに公定相場が茲に市場の無い爲めに、斯の如くなつたと、總てのものを之に歸すると云ふことは如何であらうかと思ひまする、併しそれは、兎に角今日は今申す如く、外國に出る方は制限をして居るのでございまするが故に、斯く致しましたならば餘り酷き、外國に出るときと同じやうなる事は、必ず起きまいと思つて居りますが、此小麥の市場を立てまするに付きましては、外からも共相談もあるやうな事でございますからして、今日は考慮の中に置いて居る次第であります、此段……

○川崎克君 先程御尋致しました中の、第三項の船舶管理令の事に付て、御撤去になるか否やと云ふことの御答辯が無かつたやうであります。

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

○國務大臣(山本達雄君) 是は關税を撤廢若くは減免を致しましたならば、故らに船に於て運賃を低減しなくても宜からうと云ふ考でございます、それ故に其方は別段管理令を以て低減する考はありませぬ

○議長(大岡育造君) 日程第二、右議案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 本案は曩に委員付託になりました、大正七年勅令第三百七十三號承諾を求むる件外一件の委員に、併せて付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ動議の如く決しました――日程第三朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案の第一讀會を開きます――古賀政府委員。

第三 朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中左ノ通改正ス

第二條中「四十五萬圓」ヲ「七十一萬圓」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員法學博士古賀廉造君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○政府委員(法學博士古賀廉造君) 本案は大藏省所管でありますけれども、擔當の政府委員病氣缺席でありますし、私より一應本案の説明を致します、朝鮮醫院並に濟生院の設立以來、大分患者が增加しまして、延人員が醫院に於ても百萬人に增加し、又濟生院に於ても六七十萬人の增加があります、殊に近年物價の騰貴に伴ひまして、非常に經費を要する次第になつて、到底今日までの四十五萬圓の經費を以て此維持が出來なくなりましたから、已むを得ず今回二十六萬圓の增加を要求した次第であります、何卒御審議の上御協賛あらんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 委員の選擧を議題と致します

第四 右議案の審査を附託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議が無ければ議長指名九名の委員に付託するに決しました――日程第五、第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案、第一讀會の續きを議題と致します――委員長根本正君。

第五 第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告確定議)

〔根本正君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○根本正君 是より第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案の委員會の調査及結果を御報告致します、委員會は都合三回開きまして政府委員も其都度出席せられまして、十分なる審査を經ましたが此法律案は帝國に於きまして初めての事業でありまして、即ち諸君の御手許に在る案の通り、此費用は國庫で持つべきものと、地方費で持つべきものと、雙方で持つと云ふことが、明治三十五年法律第四十九號を以て決定されて居る所の問題であります、而して國庫で持つべき所の二百五十萬圓と云ふものは、既に前議會に於て決定されました、此度の結果は地方で持つべき所の經費を國庫で持つやうにする、即ち百五十五萬五千四百八十八圓を限り之を道府縣に交付す、斯う云ふ法案であります、是は十分調査を致しまして、此第二條に在りまする即ち地方費の事に付ては、どう云ふ事を調べるかと云ふならば、先づ以て此人口に關する所の八項目を主として調べると云ふことでございます、是は第一に氏名、第二に世帶に於ける地位、第三に男女の別、第四に出生の年月日、五に配偶の關係、六に職業及職業上の地位、七に出生の地位、八に民籍又は國籍別、斯う云ふ項目を調べることになつて居りまする此國勢調査の經費を先づ此度は初めての事であるからして、成べく地方費を輕減する爲めに、此所に限つて國庫から支辨することであります、是に付て種々質問を致しまして、此度限りであるか、又是からも矢張斯う云ふやうになるかと云ふことも質問がありましたが、兎に角第一回の調査を結了しまして、其模樣に依つて後來の事を定めると云ふことでありました、故に此調査をすると云ふことに付ては、三十五年法律第四十九號の法文に依つて居るのでありまするが此市町村に要する經費の外に、府縣或は郡杯に要する金も要ると云ふことである、此法案を見ますると云ふと、市町村と云ふことになつて居りまするが、矢張此度の百五十五萬何千圓と云ふ中には、市町村のみならず、縣に於ても、或は郡役所に於ても之が爲めに費す所の費用は、自ら之に入つて居ると云ふ答辯になつて居るのであります、即ち此地方に關係する所の費用と云ふものは、全部此費用に入つて居つて、地方費としては更に徴收することをしない、此調査の仕方に於て、單に此人口のみ調査したのでは、甚だ簡にして不十分であるまいかと云ふ質問もございました、亞米利加の如きは殖産興業は無論の事、總て衞生經濟或は農業――農業杯に付きましては、地主或は小作人、或は自作人と云ふやうな方法が出來て居つて、先般二百五十萬の兵を出すに付ても、僅に數月間に總ての準備が整ふて居ると云ふやうな事は、實に亞米利加の國に於ては、他の英吉利よりも、佛蘭西よりも優つて、此國勢調査會と云ふものが能く出來て居るのであります、隨て其費用も莫大に費しまして、亞米利加に於きましては、既に百數十年前より始まつて、三十年前には一箇年の費用か八百萬圓でありましたが、過ぐる――費用の如きは三千二百萬圓と云ふ大金を、之が爲めに費して居るのであります、我國に於きましては四百萬圓と云ふことである、他の國は皆な此調査と云ふものが、亞米利加のやうに屆いて居らぬ故に、總ての事が亞米利加のやうに經濟の途に於て行屆かないと云ふ事は、國勢調査が如何に國家に對して、効力があるものであるかと云ふことが能く分る事であります斯の如く致しまして、後來に於きましては、此度

の人口調査のみならず、尙ほ十分なる調査をしたいと云ふことも、委員の諸君より御質問されまして、之に付ては政府當局よりも、それは後來に於ては、十分なる計畫を立てるやうにしやうと云ふやうな答辯もあつた譯であります、それで此の調査に付きまして、本年一月十三日の閣令第一號を以つて、軍需動員に關する工場及事業場を臨時調査の件を發布されたことであります、是れ等を同じ一つの政府の下に調査をするに、陸軍省は陸軍省でする、或は農商務省は農商務省ですると云ふのは甚だ不都合である軍需に關係したものでも、矢張亞米利加の如く、皆な此統計局で調べた方が宜くはあるまいかと云ふやうな質問もありました、然るに是は未だ國勢調査の事實も擧らぬことであるから、當分已むを得ずさう云ふ風にしてあると云ふやうな意味も答辯された事であります、之に付きまして、人口の調査の方法で常住の人口或は定住の人口、之を二つに調べなければならぬと云ふやうな御說も出たのであります、此法案に依りますと云ふと、大正九年十月一日午前零時に居つた所の現在の數を以て日本帝國の人口と定める所の法の如くなつて居るのであります、然るに委員の中には、それのみでは甚だ不完全であるから定住と云ふ必ず其土地に住んで居る者も調べなければ、或は選擧或は其他の爲めに、不都合ではあるまいかと云ふやうな御質問もありました、是も政府に於て大に考へる一つの材料としやうと云ふやうな事になつて、其參考になつた譯であります、其他此國勢調査員はどの位あるかと云へば、三十萬人も出來る譯であります、之を各市町村に割振つて見ますと先づ一村に二十三、四人出來る譯になつて居るのである、而して此職と云ふものは、外國などでは非常な名譽な職としてある、故に別段俸給は出さない、即ち名譽職と云ふやうな譯であつて、單に此辨當料を渡すと云ふ位な事になつて居るのであります、併し其辭令は普通の縣知事或は郡役所抔でなく、內閣より直接に其辭令が參ることになつて居るのであります、それのみならず此命を受ける者は、徽章を內閣より渡す、即ち其徽章は純銀で以て、誠に鄭重なる徽章を與へることになつて居るさうであります、斯の如き理由を以ちまして十分なる調査を遂げて、本案は原案賛成として、尙ほ委員會に於きましては此度は第一回の國勢調査であるから是で宜しいが、後來は尙ほ一層殖產興業或は其他の事に付ても、十分なる調査をするやうにしたいと云ふ希望を以て、原案に賛成したのであります、どうか御賛成あらんことを望みます(拍手起る)

○岩崎勳君　本案は讀會の順序を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なければ讀會を省略して可決確定したることを宣告致します――日程第六大正五年法律第四號中改正法律案、第一讀會の續を開きます――委員長粕谷義三君。

第六　大正五年法律第四號中改正法律案(政府提出)第一讀會の續(委員長報告)(確定議)

〔粕谷義三君登壇〕

〔拍手起る〕

○粕谷義三君　簡單に御報告を申上げます、此大正五年法律第四號は、既に御承知の如く、大正三年の臨時事件に關しまする、其經費の財源に充てることに關する法律でありますが、現行法に依りますと云ふと、此財源に充つる爲めに、公債又は借入を爲し得る所の程度が、八千八百萬圓と限定されてあるのでありますが、併ながら時局はまだ終局に至りませぬで、尙ほ多額の支出を要する次第でありまして、之が爲めに更に二億數千萬圓を增加して、八千八百萬圓の制限を、更に三億二千萬圓までに增額したいと云ふ改正案であります、既に先頃當議場を通過しました追加豫算に於ても、五千萬圓の公債募集の事が含まれて居りまするし、尙ほ今豫算委員會に付せられてありまする所の幾多の追加豫算に於ても、二億內外の公債募集金を財源とする所の計畫になつて居るのでありまして、此增額は洵に已むを得ざるものなりと認めまして、委員會は全會一致を以て可決を致したのであります、此段御報告を致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は讀會の順序を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なければ本案は讀會の順序を省略して、可決確定したることを宣告致します――日程第七、會計士法案――提出者近藤達兒君

第七　會計士法案(近藤達兒君外一名提出)第一讀會

會計士法案

(本案は本卷八〇七頁貴族院議事中に揭載せるを以て再揭の煩を避く)

〔近藤達兒君登壇〕

〔拍手起る〕

○近藤達兒君　本案は曩に本院に於きまして滿場一致を以て可決致された案であります、此度再び玆に提出を致しましたが、本案は會計に學歷經驗のある所の者を公認致しまして、會計檢査の任務に當らせることを以て目的と致す法律案であります、御承知の如く近時我國の經濟狀態は著しく發達を致しまして、會計事務は益々煩瑣に赴いて參つて居るのであります、此時に當りましては、此法律案の如きものは、最も緊要なる案の一つであらうと考へまして、玆に提出致した次第でありますから、何卒滿場一致を以て御可決あらんことを希望致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ、議長指名九名の委員に付託することに決しました――日程第八、朝鮮平元鐵道急設に關する建議案を議題と致します――牧山耕藏君。

第八　朝鮮平元鐵道急設に關する建議案(牧山耕藏君外五名提出)

朝鮮平元鐵道急設に關する建議案

朝鮮平元鐵道急設に關する建議

一平壤より元山に接續する鐵道

右は西部朝鮮に於ける大商工業地たる平壤と東海岸の要港たる元山とを連絡し日本海橫斷航路を介して內地朝鮮滿洲間に於ける新なる一大幹線を設くるものにして之か爲めに母國中部對滿洲間の交通距離は著しく短縮せられ同時に內地及鮮滿間の交通上平壤以南に於ける單線鐵道輸送力の不足を補ひ釜山經由線と相俟て[illegible]線[illegible]用を爲すものとす尙本線は西に於て平南線に依りて西[illegible]鮮第一の良港たる鎭南浦を連絡し黄海を隔てて遠に支那山東省に呼應し又北方は遠く[illegible]港に[illegible]し時に成[illegible]線を以て露支國境に達すへく朝鮮の開發並[illegible]亞の經濟交通上其の急設を要する重要線路と認むるを以て政府は速に之か建設に關する方策を講し本建議の主旨を達成せられむことを望む

右建議す

〔牧山耕藏君登壇〕

〔拍手起る〕

○牧山耕藏君　本員は朝鮮平元鐵道急設に關する建議案の提出者と致しまして、簡單に提出の理由を申述べたいと思ひます、平元鐵道と申しますれば、諸君御承知の如く、西部朝鮮に於ける一大商工業地として、近時非常なる進步發達を遂げましたる、彼の平壤と東海岸に於ける要港である元山とを連絡致しまして、日本海橫斷航路を介して、日本內地朝鮮滿洲の間に一大幹線を設けんとするのであります、日本と滿洲との間に於きまして、最も短距離の通路を設けますることは、我か大陸經營の根本義でありまして、實に刻下の急務なりと信ずるのであります、國防上より見たる平元鐵道の價値は姑く措きまして平元線の經濟的價値の絕大なることは、到底一朝一夕に述ぶることは出來ぬのであります、單に平元沿線に就て見ましても、其物資の豐富なることは非常でありまして、此沿線に於きましては、森林あり、無盡藏の石炭を藏して居るのでありまして、其他幾多の特產物が此鐵道に依つて開發されるのでありまず、又內地朝鮮滿洲を連聯致しまする最捷路としての平元鐵道の使命に至りましては、更に大なるものがあると信ずるのであります、日本內地の方面から見ますれば、滿蒙に於ける貿易の覇權を握つて居りますのは、本員が更めて申すまでもなく、諸君御承知の如く、大阪及神戶方面で、之に亞ぎまして名古屋方面であります、又北陸各地、東北、北海道等より致しまして、其商取引が輸送徑路の最も短い平元鐵道に依りまして、商取引の敏活と圓滑とを期せんと致しますることは見覩き道理であります、又之を滿洲の方面から觀察致しますれば、近時滿洲開發の進捗と共に、多大なる物資が彼の方面より吐出されるのでありまするが、此巨大なる物資は、唯々單に

大連港に依る南滿鐵道と、釜山港に依る朝鮮縱貫鐵道のみを以て致しましては、到底完全なる輸送を爲すことが出來ぬのであります、第四十議會に於きまして帝國議會の協賛を經、國庫補助の下に朝鮮郵船會社が日本海横斷航路を開始したのは、諸君御承知の通りであります、然るに朝鮮鐵道及南滿鐵道の輸送力が不完全なるか爲めに、態々京城を迂廻致しまして、滿鮮の物資が元山を經由して、日本海横斷航路に依つて捌かれて居ると云ふことは、御承知の通りであります、此一點を見ましても、大陸に於ける交通機關が甚だ不完全であると云ふことが分るのであります、即ち平元鐵道の貫通に依りまして、內地中部及び滿洲間の交通距離と云ふものが、非常に短縮せられまして、同時に內地及朝鮮滿洲間の交通上平壤以南に於けるところの鐵道は、即ち今日の朝鮮縱貫鐵道は單線でありまするが故に、平壤元山間の鐵道が敷設され、裏日本との交通が開けますれば、所謂平壤以南の線路に對して、複線の作用を爲すのであります、單に是のみではなく、平壤より平南鐵道に依つて、西部朝鮮に於ける唯一の良港である鎭南浦を介しまして、支那山東方面に聯絡を保ち、又元山より浦鹽方面に達し、更に元山より目下敷設中の咸鏡鐵道に依つて、露支國境にも通ずるのでありますから、此鐵道は極めて重大なる意義を有するのであります、之を要するに、戰後帝國に於ける幾多の經濟的施設中、最も重要なるものの一つは、日本海の利用並に平元鐵道の活用であります、而して元山の築港工事は、今大正八年度に於て完成致すのであります、此機會に於て平元線の急設を見ますることは、實に絶好の機會なりと信ずるのであります、本院に提出せられまする幾多の鐵道敷設に關する建議案は、何れも重要なるものであることは申すまでもないのでありますが、特に本案は曩に新たに帝國の領域に加へられましたる朝鮮の開發、並に東亞の經濟交通上に於て、緊急且つ必要なる鐵道なりと思惟致しまするが故に、何卒諸君に於かせられましては、滿腔の同情を表せられて、本案に御賛成あらんことを切に希望する次第であります、尚ほ詳細なる點に、幸に本案が特別委員に付託審議せらるるの光榮を得ますれば、其席上に於て詳密に陳述致したいと思ふのであります。

「拍手起る」

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て本案は議長指名九名の委員に付託するに決しました――葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案を議題と致します、高田こううん君。

「笑聲起り「違ひます」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君）　高田耘平君。

第九　葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案（高田耘平君外一名提出）

葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案

葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議

政府は葉煙草耕作組合に相當の交付金を下付せられむことを望む

右建議す

「高田耘平君登壇」

○高田耘平君　本問題は昨年私より提案致しまして數回委員會を開きまして、各種の質問等も爲しましたのであります、然るに遺憾ながら最後の委員會の日に於きまして、委員長松浦君其他多數の御缺席がございまして、審議を了らずして其儘に終つた所の議案であります、詰まり表面から言へば、會期切迫と云ふ理由を以て未了に終つたのであります、併ながら本問題提出の理由は、尚ほ一層急要を告げましたので、其大體を申上げやうと思ひます、昨年申したと同樣の事は諄々しいから申上げませぬ、殊に又後の日程として、小林源藏君外十三名より、殆ど是と同一の意味の御提案がございますから、委しい事は何れ小林君から御説明があらせられることと存じますから是は略します、御承知の通り煙草專賣に依る我國の收入は、略々七千萬圓でございまして、歳入經常部八億四千萬圓の十二分の一に當る所の、我國に於ける重要なる財源と信じます、而して其收入の基礎は耕作する二十二三萬の人、及三萬一千町歩餘の畑でございます、此耕作組合なるものが如何なる事をするかと云へば、申上げるまでもなく、其細目は多々ございますけれども、煙草耕作の改良發達法令違反の豫防を圖り、併せて耕作及納付上の便宜を圖るを以て目的としてございます、故に政府も業に既に十數年前より是が必要を認めまして、其準則を定めて全國各組合をして、之に據らしめて居る次第でございます、全く今日に至つては煙草專賣業上一日も必要缺くべからざる機關となつて居る次第でございます、以上の如く最も必要なる所の機關なるに拘らず、其の政府の殆ど全部――其の費用の全部は耕作人の負擔でありまして、政府より一錢一厘の補助も無し、交付金も無いのであります、是れは甚だいかぬ次第であります、是非とも組合として活動するに必要なる經費だけは、此の組合に向つて交付することが適當の處置であると云ふことを簡單に申上げて置きます、是れが大體の理由でございます、附加へて此の際申上げる理由は、昨年此委員會に於きまして、專賣局當局者と再々質問もし、尚ほ此の問題に付きまして、非公式に專賣局の當事者と吾々が數回話しを致しました、其の話しを致しました間に於ける專賣局の當局者の意を綜合致しますれば、二つの反對らしい理由を持つて居るのであります、それは第一は耕作組合は、耕作人の便宜を主とするものであるが故に其の費用は耕作人が當然負擔すべきものであると云ふことを主張して居る、第二は現在の組合は甚だ不完全である、故に完全なる組合の出來るまで交付金を下付することは非なり、斯う云ふ事も申して居るやうであります、併ながら是は專賣局當事者の表面の理由でございまして、其內實に至りましては、專賣局の當事者と話しをしますと其冥々の裡に於ては、尚ほ各地に於ける專賣局の官吏と吾々が話しをする場合に於きましては、彼等は皆な一齊に交付金下付の必要なることを要求して居るのでございます、私は此第一第二の二點に付て私の意見を申上げて置かうと思ふのは、第一の耕作人の便宜を主としたるものなるが故に、交付金下付の必要なしと云ふ事に付ては、是は委しく申上げるまでもなく、大正七年十二月二十七日政府が豫算超過の支出として、煙草耕作補助金として金三十九萬圓を責任支出を以て昨年十二月に支出したことでございます、此事は明に耕作組合が政府の機關であると云ふことを、自然に認めると云ふ結果を來したのでございますから第一の反對の理由は自然に消滅することゝ存じます、第二の理由即ち耕作組合が不完全なるが故に、其完全なるを待つて交付金を交付すべしとの議論は、私甚だ感服することが出來ませぬ、私其の考では、成程全部の耕作組合か完全して居るとは申しませぬ、併ながら其不完全なる理由は其要する經費が耕作人の負擔であつて中々其金を集むるのに困難なるが故に、即ち組合として活動すべき經費が不足なるが故に、完全なる組合となることが出來ないのでございます、故に若し政府が之に向つて必要なる經費を出しましたならば、立ろに完全なる組合が出來まして、一方政府の豫期する通りの政府の補助機關としての働を達すると同時に、他方に於て確に專賣局吏員の或一部を減らすことが出來やうと私は信ずるのでございます、斯樣の理由がございますからして、組合の不完全なるが故に、交付金を支出すべからずと云ふ議論は、自然に消滅することゝ存じます、さう致しますれば、詰まり他の交付金の問題、即ち小林君が御提出になりました所の織物組合に交付金を下付すると云ふ問題或は之に類似する所の他の問題との均衡問題が政府部內にあるかも知りませぬ、併ながら織物組合に對して補助金を出しまする事は、第四十議會に於きまして、政府が之を提案致しました位でございます、但し他の案と共に是は否決されましたけれども、兎も角も其時の政府の意思は、織物組合に向つて交付金を出すと云ふ事は提案されてあつたのでございます、それのみならず今回小林君外十三名より、所謂多數黨の諸君より建議案が提出さるゝ次第でございますからして、確に民意を容るゝに吝ならずと稱する所の現內閣が、此織物税――織物組合に向つて相當の金を出すことになるだらうと思ひます、さうすれば織物組合との均衡問題は是で破れます、殘る所は他の些々たる交付金問題である、併ながら他の些々たる交付金問題は第二と致しましても、兎も角も先程申しました通り、煙草專賣事業は、我經常歳入八億四千萬圓の十二分の一を占むる七千萬圓に近い歳入のある所の大問題でございますからして、他の些々たる問題との均衡は第二に致しまして、私は此事の實行を切に希望する次第でございます、さう致しますれば、殘る所の問題は、金の問題、財源を如何にすべきかと云ふ問題に歸著しやうと存じます、私が考へます所に依れば、現狀よりすれば一段歩に付一圓を支出すれば十分と思ふ、さうすれば大正八年度の豫定段別が略々三萬一千町歩でございますから、三十一萬圓の金を出せば十分になる次第でございます、所がです

此專賣事業なるものは御承知の通り其專賣事業の議出が殆ど一億二千餘萬圓の金になつて居る、一億二千萬圓の金の中で是程必要があるとすれば、私共は豫算の立てやうに依つては、何とか三十一萬圓位の金の出しやうが確に出來やうと思ひます、若し又到底特別會計の中で、今日の儘では三十一萬圓の金を出すことが出來ないとすれば、上等社會の人の喫用する煙草、即ち上等の煙草に向つて、或る程度の値上をなし、其の金を以つて此交付金に充てると云ふことに致しましたならば、事至つて簡單でございまして、容易に出來得ることゝ信ずるのでございます是が財源に付ての私の考でございます、尙ほ一寸誤解の無き爲めに申上げて置きまする事は、先程申上げました所の豫算超過支出の問題でございます、是は大正七年十二月二十七日を以て、數多の豫算超過支出の上で、專賣局事業費として一千六百八十八萬八百九十五圓の豫算超過の支出を爲し、其内の三十九萬圓を葉煙草耕作組合補助費として支出したのであります、是は雜費の中より出したのでございます即ち見込段別三萬一千町歩に對し、前年度までの耕作に付きましては、一段歩に付き一圓、大正八年度新しく耕作すべきものに向つては、一段歩に付き二圓と云ふ割合を以て支出したのでございます、此支出の前年度のものには一段歩に付一圓、新しきものには一段歩に付二圓と云ふやうなことは、何等の根據から出たかは知れませぬけれども、兎も角もさう云ふことでございます、是は政府が何の爲めに斯樣な手段を執つたかと云へば、政府が葉煙草賠償金の値上の時機を失しましたが爲めに、大正七年度に於きましては三萬町歩の豫定に對して、殆ど二萬四千町歩位の實際の耕作段別以上得られなかつた結果、若し大正八年度に於きましても、耕作段別が不足した場合には、煙草に危險を來すと云ふ虞が明に見えました爲めに、政府は周章狼狽の結果、斯の如き責任支出をなしたものと私は信じます、併し是も急場の場合の事でございまして、或は已むを得ぬでございませうけれども、是は遺憾ながら一年限りでございます、私は希望は否建議は、之を一年限りとせずして永久のものと致しまして、專賣局の經常費を以て年々之を支出せられんことを希望するのでございます、御承知の通り政府が前內閣の物價の騰貴に伴ひまして、直ちに煙草賠償金の値上及鹽賠償金の値上等を實行すべきに拘らず、甚だお先眞暗なる政策の爲めに、煙草耕作の賠償金の値上を怠り、或は鹽の賠償金の値上を怠つたが爲めに、到る處鹽及煙草の不足を生じて居ります、東京は知りませぬが、地方に參つて見ると味噌醬油を造る爲めに鹽がございませぬ(「簡單々々」と呼ぶ者あり)尙ほ煙草もございませぬ、吾々の地方などへ行くと、今日卷煙草は少しもございませぬ斯う云ふやうな現狀を呈して居ることは甚だ遺憾でございます、どうぞ現內閣の諸公は、前內閣の是等のお先眞暗な所の政策に鑑みまして、何とかして鹽煙草位は十分に人民に供給することに御願致したいのでございます、而して此煙草耕作組合に交付金を下付すると云ふことは、此鹽及煙草等を十分に人民に澤山供給する爲めの、一種の政策となる次第と存じます、此問題は明に政府が考慮中に置かれた問題であります、確に考慮して居ると云ふことは、二三年來明かなる次第でございます、私共、內閣なるものは國家諸般の問題に付きまして常に考慮を深くするものと信じて居ります、私共の要求するのは、其考慮でありませぬ、其實行でございます、どうぞ諸君に於かれましても、考慮でなく實行を求めると云ふ意味に於て、本案に贊成あらんことを切に希望する次第であります。

○岩崎勳君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎勳君。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、特に十八名の委員に付託せられんことを希望致します。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議が無ければ、本案は十八名の議長指名の委員に付託することに決しました―日程第十北鮮、裏日本聯絡航路延長に關する建議案を議題と致します。

第十　北鮮、裏日本聯絡航路延長に關する建議案(上埜安太郎君外九名提出)

北鮮、裏日本聯絡航路延長に關する建議案

北鮮、裏日本聯絡航路延長に關する建議

政府は曩に北鮮、裏日本の聯絡航路補助費を支出し淸津、元山、敦賀間の航路を開始したるに日に盛況を呈し前途益有望となれり依て此の際更に進むて裏日本の中樞たる伏木及七尾迄該航路を延長せむことを望む

右建議す

○議長(大岡育造君)　上埜安太郎君　高見之通君。

〔高見之通君登壇〕

〔拍手起る〕

○高見之通君　諸君、本案は昨年第四十議會に於きまして、同じく建議案として議題に上りましたが、委員會に於きまして質疑應答の中、會期切迫の故を以ちまして、不幸流會になつたのであります、吾々之を以て洵に遺憾として居つたのでありまして、今年再び此建議案を提出することになりました本案は朝鮮の淸津、元山と敦賀と云ふ此三角航路が現在北鮮航路として開始されて居りますが、此線を石川の七尾と富山縣の伏木まで延長することの希望の建議案の性質であります、而して此建議案の趣意を說明するに付きましては、現在の此實施されて居る、北鮮航路の價値如何と云ふことを研究するの必要があらうと思ひます、此航路は昨年の四月から開始されたのでございますが、航路を起すの始りは、元山の發達、即ち京元鐵道が敷設されて元山が非常に發達したと云ふことの理由と、淸淸會寧間の鐵道が出來まして、淸津港の發達を喚起したと云ふことの關係上からしまして、朝鮮總督府は朝鮮郵船會社に年額二十有餘萬の補助費を給しまして、年三十有回の定期航路を開くことになつたのであります、其航路を開始される時に於きまして、朝鮮總督の當局者に於きましても、此航路は果して直ちに成績を擧げ得ることが出來るか否やと云ふことは、實は幾分の杞憂を持つて居られたやうであります、此事は昨年の此委員會に於て、朝鮮總督の當局者も左樣に杞憂を懷いて居られた事は明かであります、然るに成績は意外に好くなつたのであります、大正七年――昨年の四月頃開始されてから上半期の成績を申しますると會社の收入は十一萬三千圓、支出は十五萬圓でありますが補助金十三萬圓を之に充當致しまする と差引八萬圓の利益を擧ぐるに至つたのであります、さうして貨物は非常に澤山殖えるのみならず、乘容の如きも、此線路を取るものが漸次增加しまして、日に益々盛況を呈する狀態に至つたのであります、去りながら此線路の當初開始されたる主たる目的は、此北陸地方を專らとしたのでありませずして、京阪名古屋方面の貨物が、門司を經て釜山を通つて京城に出る所の線を短縮するの意味に於て、寧ろ京阪又中京の貨物を專らとして用つたのであります、是に於て若し北陸方面に於ける諸般の貨物が此線路を十分に利用するの機會を與へたならば、どれ程の發展をすると云ふ事が茲に分つたならば、多くの言を費さずして吾々が提出したる建議案はどれ程の理由があると云ふ事は明瞭と信じます、北陸方面の中心として、石川縣及富山縣の此縣外に對する所の價値如何と申しますれば、特に諸君の御記憶を喚起して申上げたいと思ひます事は、北海道の方面などへ出て行つて、今日の北海道を開拓した事の最も功績の大なるものは、石川縣富山縣の二縣下の人間が最も好成績を擧げたのであります、特に著しきは、此二縣の人間は寒氣に耐へ、困苦に耐ゆると云ふ特性を有つて居るのであります、此者を以て若し北鮮、殊に今日此淸津の方面から會寧、進んで吉長線に於て漸次北滿の方に向つて色々の事情が起る、此方面に向けたならば多大の成績を擧ぐると云ふ事の、確實なる過去の歷史を有つて居る事が第一點であります、其他第一に富山縣の方面を見ますと、諸君方に特に聽いて戴きたいのは、全國に殆ど所有の水力電氣の馬力は、約二百有餘萬馬力ありますが其中の百有餘萬馬力と云ふものゝ潛勢力は我が富山縣に在るのであります、是等の水力電氣が漸次實現されると共に、最も開拓さるゝのは富山縣の伏木港の附近であります、此現在出來て居る所の諸般の會社、殊に此電力を應用する文明的の會社が非常に澤山出來て居るのであります、是等の物資がですな、若し北鮮の航路に連絡を得ることが出來たと致しましたならば、多大の價値を上げるのであります、現在でも伏木を出て各方面に移出する所の金額は、年分少くとも千五六百萬圓は出て居ると云ふ狀況であります、又特に石川縣七尾港の價値に就て申しまする と云ふと、軍事上に於て全國を幾個かの區に分けて見まする と云ふと、北陸の方面に於て將來軍事計畫を爲すと云ふ時に於て、石川縣の金澤市を中心にすると云ふことは、最も明瞭なる事であります、今日の時勢は昔と違ひまして、此奉天及哈爾賓までの何かの問題が起つたと致しましたならば、此一旦緩急ある秋に於て之に對して直ちに活躍の脈絡の基礎を爲すべきものは、惟ふに將來北陸の方面であらうと思ふのであります、若し夫れ此線路が開始されて、さうして一年

に數十回の往復が出來たと致しましたならば、七尾と金澤との關係が、遠く北滿との間に軍事上有力なる連絡を爲すと云ふことは、私が多くの言を費さずとも、日本の地圖を少し繙いた人は、直ちに了解が出來るだらうと私は信ずるのであります、軍事上の方面から觀ましても、又經濟上の方面から觀ましても石川縣及富山縣の是等北滿に關係し、又北鮮の方面に偉大の關係が有ると云ふことは、御了解になつたと思ひますが、然らばです、是等の問題を解決するに幾許の補助金を要するか、斯う申しましたならば實に微々たるものであります、現在朝鮮郵船會社は朝鮮の各方面の近海の航路を引受けて居るのでありまして、年額の補助金額は約八十萬圓程取つて居るのであります、而して此淸津より元山、元山より敦賀、此間の浬數は總計合せて六百七十餘浬あります、而して敦賀より七尾に至る所の浬數は、漸く百八十浬であります、七尾と伏木は目と鼻との間に在りまして二十六浬、要するにですな、元山淸津敦賀との間の浬數約七百浬と云ふものに對し、二十有餘萬圓の金を費して居るのでございますからして其三分の一にも當らない敦賀と七尾と伏木との間に漸く二百浬、之に年額七萬圓若くは八萬圓の補助金を與へたならば、充分なる成績を擧げるだらうと私は信じて居ります、而も以上申上げたやうな多大の利益、多大の成績を擧げ得る理由あるにも拘らず、僅か七萬圓若くは八萬圓の補助金を與へれば斯の如き事が出來るのに今日まで之を打捨て置いたと云ふことは、殆ど意味を爲さないと私は思ふのであります殊に尙ほ申上げて置きたいのは、此伏木と北海道との間の裏日本の沿岸は、全部伏木を中心として居るのであります、それ故に若し此航路を開くことになりますると云ふと――漸く年額八九萬圓の金を投じて、此に定期航路を開くと云ふことに至りますれば此結果に依つて、北海道より秋田縣を經、新潟縣を經て此の富山縣に至る所の、長い間の連絡が直ちに取れて來ると云ふ多大の附帶する利益が有るのであります、以上の實行に於きましても斯の如き僅かの金でさうして朝鮮郵船會社の取つて居る年額は、今申上げた八十有餘萬圓の補助金を受けて居るのでありますから、是だけの僅かの金、それに假りに多少の損失があつたとして所が、會社の維持が出來ないと云ふ虞と云ふものはあるべからざる事であります況や昨年の四月此航路が開始――北鮮航路が開始さるゝ少し以前に朝鮮當局者は、果して是が相當の利益を擧げるであらうか、どうかと云ふことを杞憂して居つたに拘らず、一たび開始すれば是だけの利益が擧つたではありませぬか、之に僅か八萬圓若くは九萬圓の金を投じて、さうして此航路を開始したと致しましたならば、多大の利益を生ずると云ふことは、私は以上の理由を以て、昭々として火を睹るより明かなりと信じます、元山及淸津に關する所の價値は、奧田君なり或は牧山君なりの言に依つて、充分に證明されて居りますから、是等の發展は日に益々盛んでありませう、又今申上げたる石川縣及富山縣の將來の繁榮は、今申上げたるやうな理由を以て充分御了承になつたものと思ひます、斯の如き理由の上に立つて、僅かの金で此航路が開かれて、さうして多大の功績が擧ると云ふことでありまする以上は、直ちに朝鮮總督府は之を實行されて宜しいものと私は信じます、以上の理由を以ちまして、是非此案に御一同諸君は御贊同下さらんことを、幾重にも御願致します

○岩崎勳君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎君。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます仍て本案に議長指名九名の委員に付託することに決しました――日程第十一玄米食奬勵に關する建議案を議題と致します、荒川五郎君。

第十一　玄米食奬勵に關する建議案（荒川五郎君外四名提出）

玄米食奬勵に關する建議案

玄米食奬勵に關する建議

食糧問題は國民刻下の喫緊急要問題にして速に之か適當の解決を爲し以て國民生活の安固を圖らさるへからす而して今や政府及民間に於ても之か根本的及應急的の兩方面に涉り種々の方法講究せられつゝありと雖最簡單にして最有効に且速に實施して容易に其の目的を達し得へきは玄米食の普及に在り玄米食は其の搗精の減耗と淘洗の流失とに依り約一割五分の損失を利剩し得る而已ならす搗精費を省くの利も亦尠からす且玄米は營養素に富み保健衞生上多大の效用ある事白米に比して分析上實際上旣に業に明白にして人體各部の發育を完全にし機能を增進するに最有効なりと認めらる故に政府は速に玄米食奬勵普及の途を講せられむことを望む

右建議す

〔荒川五郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○荒川五郎君　諸君、凡そ衞生的のものは經濟的でなく、經濟的のものは衞生に適せないのが普通で、衞生經濟兩ながらにすると云ふことは稀であります然るに此玄米食は、人體に適した營養素に富み、極めて衞生的であるが上に、國家の經濟より見ても、個人の經濟よりて見ても、非常に利益が多いから、國民生活上の脅威を受けんとし、刻下喫緊急要問題として、食糧問題が朝野に叫ばるゝ今日、此簡單にして實施し得られ、且つ最も有効有益なる玄米食を國民一般に普及奬勵することは、極めて必要大切なることゝ思ふのであります、今之を國家經濟上の利益、個人經濟上の利益、及び保健衞生上の利益の三段に別つて、概略說明致します、第一國家經濟上の利益の主なるものは約三つ、其一つ、米は舂いて之を精白にする、其舂減は米の種類乾燥等に依りて違ひますが、少ないのは三分減多いのは一割に及ぶものがあります、之を平均して六分減と致す、是に米を炊ぐときに洗ひ流す糠小や米等を加へますれば、殆ど一割半にも及ぶのであります、目下全國民の食用五千六百萬石と致せば、其一割半は八百四十萬石にも及ぶのであります、之を若し總て國民か玄米食を攝るとせば、此八百四十萬石は浮いて來る割合でありますから、此場合外米輸入に腐心し心配する必要も要らないことになる、國家非常の利益ではありませぬか、其二、米を舂くに費す勞力動力等は、中々少くない、田尻北雷博士が雜誌「武藝」に於て說かれた所に依りますと、精白の爲めに四千七百萬圓からの勞銀が要るとありましたが、是は足舂の爲めであらうと思ひます、實際の調査はさうまでは要らない、又日本齒科醫學專門學校の中原校長の說には精白費二千五百三十二萬圓要ると云ふことである、兎に角隨分巨額に上ります、故に之に精米機械や精白工場等に要する固定資本を合せますと果してどれだけになりませうか、之を省くことを得たならば、其利益は尠うない、其三、白米は搗粉の外普通上げ粉と申しまして、白い土を撒布して、之を白く外觀を美しう致し、又幾分は米の容積を增すやうにして居ります、此白土「クレイ」と申すものは、目下支那や英米並に關東州其他からも段々輸入しつゝあるので、是が玄米食を攝れば其費用を省く利益もありませう、先づ是等が主なる國家經濟上の利益であります、第二、個人經濟上の利益、其一玄米は白米より廉いことは申迄もありませぬ、其二、白米には糠や搗粉上げ粉及小米等を含んで居ります、是は洗ひ炊ぐ際に大半流し去りますから、白米一斗か正味九升二三合になるのであります、玄米に較べてそれだけの損である、其三、玄米は洗ひ炊ぐ勞力を省き、又用水も節することが出來る、其四、玄米は身體に必要な營養分に富みますから、日常玄米食を攝れば營養副食物を減ずることが出來ると云ふことは、博士大家の研究上明かであります、今茲に是等の事は省略致します、是等が個人の利益として主なるものであります、第三、保健衞生上の利益を概說致せば其一、玄米は脂肪、蛋白質、纖維素、灰分、燐酸等身體の發育を完全にし、機能を增進せしむるに生理上必要な成分を含んで居る、然るに此衞生上必要な部分、即ち米の外側を取つた白米を常食とするときは他の副食營養物で其缺損を補はなければ、漸次身體營養の調和を失ひ身體精神共に虛弱となり、種々の病氣を釀すに至ることを證明せられて居る、其二、凡そ食物は營養素の外一種の成分刺激物を要することが、近年に至りて確かに認められました、此成分を學者に依つて色々名を附けますけれども、先づ普通「ヴヰタミン」と云ふて通つて居ります、此「ヴヰタミン」は玄米には之を持つて居りますが、白米には無い、人の身體のみならず、他の動物でも此の「ヴヰタミン」を缺くときは、脚氣とか其他諸種の疾病を誘發すると云ふことであります、其三、米や麥を精白する爲めに現今專ら使用する搗粉の砂は、之を炊ぐ時分に十分に洗へば害が無いやうに考へられて、從來之が禁止もせられずに來て居ります、併し洗へば洗ふ程、一方には必要な蛋白質とか脂肪とか其他の必要な成分を溶し去り、而も純粹奇麗には到底洗去ることが出來ない、幾分か淡い泥となつて

殘ります、それを吾々は毎日食べる、其数は眞に僅かでありましても、毎日のことでありますから、それが自然に物を害し、胃壁を傷し、腸を傷め、人をし一病弱に陥らしむる害がある、此點は米も麥も同じであります、近頃は搗粉の外「苦汁」を入れて苦汁搗をするものもありますが、其害も勿論少くなくない、以上述べたやうに種々の害があります、然らば諸君、白米食はどうして我國に行はれたかと云ふに、我國太古は籾の儘食ひ居つたと云ふ説もありますが、併しそれは文獻の徴すべきものが無いやうであります、天智天皇の時に水車が行はれましたが、是は今日の水車のやうに米を舂いて精白するのではなくて籾殻を取る爲めであつたらしい、其後ずつと下つて白米に致して外觀を美にすることが始まりました、當時之を姫御膳とか姫御飯、或は姫粥と唱へて上流社會の極めて・小部分に止つた、それから後豐年で米が餘つたと云ふやうな事等で、之を舂いて上流社會の眞似をする者が出來ました、一部にはさう云ふやうな白米食が行はれましたが、元龜天正時代までは主として玄米食であつた、德川時代以前の事を書いたものに糠と云ふ字を發見しないと云ふことであります、凡そ今から二百年前から、漸次白米が日本に行はれましたが、併しそれも皆な足舂又水車位であつたから、營養分を含む所の糠も、半ば以上は殘つて居る、謂ば半搗米以上である、隨て人體に相當の効があつたのでありますが、近年多く精米機械が發明せられ、又砂搗が行はるゝに至り、不自然なる極度の精白方法は滔々として遍く都鄙一般に行はれ、是が爲めに古來身體長大にして勇武强健であつた者が漸次虚弱になつたのである、それも上流富者は他の副食營養物を以て、營養分の缺損を補ひますから、經濟上の損失は別として、身體にさしたる影響はありますまいけれども、邊僻の者、下流社會の者は米食が盛んになると共に、漸次營養不足に陥り、自然に惡結果を生ずるの虞は明かである、實に國家存立の上に看過すべからざる重大事であると思ひます、諸君、全體米を精白する習慣は別に何等生理上の要求から來たのではない、唯外觀を美しくし、口腹の甘食に溺るゝ結果が斯うなりましたので白米の外皮即ち糠に効能があることは、糠と云ふ字は米扁に健康の康と云ふ字を書いてあります、又白米と云ふことは、即ち米扁に白と云ふ字を書けば粕と云ふ字である、白米は恰も去勢せられた〻や動物の如く、元氣の素質を失うた米の粕である、吾々は日々滋養分を去つた殆ど澱粉質のみの米の粕を常食して居るのであります、實に不經濟不衞生にして、又實に無意義、無精神の贅澤であります、がそれを吾々は唯漫然として無思慮に永年の惡習慣に囚はれて居るのである、今此處に玄米や糠に關する色々な調査分析等を澤山持つて居りますが、是は煩を省く爲めに速記録に掲載を願ふことにして置きますが、唯諸君、今まで多年白米食であつたものを、急に玄米食に代へるのは習慣上六ケ敷いことのやうに考へる人もあるのであるが、併し決してさうでない、玄米は甘味があります、少しく慣れゝば風味香ばしくて、白米以上に嗜好せられるのは實驗上明かであります、凡そ習慣は嗜好を生ずるもので、嗜好は習慣が産出するのである、何でも初めから嗜好は無いのである、彼の麥酒でも私は初めは嫌ひであつたのであります、然るに何時の間にか好きになつた、兵隊に出た者が初めは麥飯に一種の臭があるのが鼻に附いて困るが、少しくすると平氣なるのである、物を改め習慣を變へるには、初めは多少の不便は忍ばなければならない、併し慣るれば何の事もないのである、又玄米は焚き方が六ケ敷いと言ふ人がありますけれども、一向六ケ敷いことはありませぬ、玄米鍋とか、玄米蓋とか或は加工玄米など〻色々新案等もあるやうでありますが、其樣な特殊な物も一向要らない、唯玄米は硬い皮、即ち銀皮酸に包まれて居ります、白米よりも熱を導き惡い、そこで白米同樣に熱を導き易いやうにして焚かなければならぬ、それには水に浸して置けば宜しい、尤も夏は一日位で宜しいけれども、冬は二晝夜以上も浸して置かなければなりませぬから、其時間を省かうと思へば湯に浸して置けば宜い、一日で十分であります、さうして其水の分量を白米より二割許り多くすること、火を少し長く置くこと、此三點の注意を拂へば白米と何の變りもなく容易に焚き得られるもので、其玄米飯は消化が良いのであります、けれどもそこが又大切な所で、胃を休めて身體を養ふことが出來るのでありますから、早くか空らと言つて少し多く食つたり度々食つてはいかない、抑諸君、吾々苟も國を成し人ある以上は、其生活の資料たる食糧の自給自足を圖らなければならぬのは言ふまでもありませぬのに却て米の生産を脅すが如き事がある、それに米價調節或は米價低減策の如きは、即ち是である、勿論米は國民生活の必須品でありますから、成べく安く得られることを望むのは言ふを俟たぬのであります、併し今日の實況は米が高いのか、總ての物價が齊しく高いか、高い材料を以て安い品物を作ることが出來ますか、高い肥料、高い日用品を使うて安い米を作れと云ふのは、百姓に無理を强るものではありませぬか、百姓だけは食はずに著ずに働かなければならぬのでありませうか、諸君、私の考では米價引下策は却て米價釣上策となると思ふ、米が安くなつて作つて引き合はねば、米の産額は減ずるのは申すまでもない、米の産額が減ずれば米は益々不足して益々高くなると云ふことは、是亦明白なる事である、米價が相當で米を作つて引合ふとなれば、奨勵しなくても米の産額は增すのである、開墾も出來れば米の多收法も行はれるでありませう、又米の改良法も行はれるでありませう、然るに諸君、一方に關税を撤廢したり、其他米價引下策を行つて米の生産を壓迫しつゝ、一方に保護奨勵して生産の增加を圖るのは、聊か矛盾ではありませぬか、諸君、食糧は戰時にも平時にも第一の武器である、然るに日本に於ては此平時の際、凶作でも饑饉でもない今日に於て、尙ほ米騒動が起り、食糧問題が絶叫せられ、外國から力を盡して外米を輸入しなければならぬと云ふのは、何とも殘念とも心細い次第ではありませぬか、故に一方に米の生産を奨勵し、又一方には米の使用法を研究すると云ふことは、實に大切な問題で、先づ日常食糧の自給自足、國民生活の根本の上に、確固たる基礎を打立てんければならぬ、やれ鐵の自給であるとか、羅紗の自給が出來ないとか叫ばれた、つい今日に國民生活の此食糧の自給が出來ないで、外米の輸入を仰ぐとは、國家の前途をどうしますか、酒の造石を制限しても酒を用ゆることを減じない以上は、それだけ外國の酒を輸入するに至るのである造石を制限して外國の酒を奨勵し、米を輸入して外國の農業を保護し、而して其吐出す正貨は何程であるか、此四五年間戰時に得た所の金は、數年ならずして皆是等輸入の爲めに吐出され流れ出で、又幾年前の如き經濟困難に陥りはしませぬか、外米とて唯では入らない、外米輸入よりも先づ内米の利用を講すべきである、旁々切に此玄米食の普及を熱望して已まない次第であります、冀くは政府は先づ陸海軍や監獄等、政府の官給者を玄米食に改め、其他學校等の方面、教育上衞生思想の普及鼓吹等から、漸次廣く玄米食が行はれるやうに、其普及奨勵に力を盡されんことを希望致し、玆に本建議案を提出した所以であります、敢て衷心より切に滿堂諸君の御賛明に訴へ、御採用を祈る次第であります(拍手起る)

玄米食奨勵に關する建議案説明參照

◎玄米飯(附精米飯)の分析及養素量

第一表 (分析表)　陸軍糧秣本廠調査

種別/區分	水分	固形分	蛋白質	脂肪	炭水化物	粗纖維	灰分	燐酸
玄米飯	六二•九九〇%	三七•〇一〇%	四•九四七%	一•七九二%	二八•三八六%	一•三四%	〇•五三一%	〇•二八〇%
精米飯	六二•四九六	三七•五〇四	四•三三五	〇•四四四	三二•〇二九	〇•四八	〇•二八	〇•〇九四

備考 一、玄米飯は原料一に對し水一•一精米飯は一對一の割合にて蒸汽炊爨に依り炊きたるものなり

二、精米の原料は玄米飯の原料と同一のものなり

第二表 (玄米精米各二合に對する炊飯の養素量及總溫量)

種別	區分	固形分	養素量 蛋白質	養素量 脂肪	養素量 炭水化物	總溫量
玄米飯	養素量	(瓦) 二五八•一四五	三四•五〇五	一三•四九九	一九七•九三一	
玄米飯	溫量		一四一•四七一	一二六•二四一	八一一•七七〇	(カロリー) 一,〇七九•四八二
精米飯	養素量	二五〇•三三九	二八•九三六	二•九六四	二一三•七四四	
精米飯	溫量		一一八•六三八	二七•五六五	八七六•五五五	一,〇二二•七五八

●糠と白米の成分分析比較

農科大學分析表

白米と、玄米を白米にする爲めに剝き取つた糠との成分を分析比較するに其百分率左の如し以て白米を造る爲めに如何に有効なる部分を取り去らるゝかを知るへし

	水分	窒素	灰分	加里	曹達	石灰	苦土	燐酸	鐵
白米	一四・五	一三・二	五・〇	一・四	〇・一	〇・二	〇・四	二・九	〇・〇〇〇五—〇・〇〇一
糠	一一・三	二〇・八	二四・六	一四・〇	〇・八	〇・八	一三・八	三七・八	〇・〇一〇—〇・〇一五

(顯微鏡第一〇〇號)

●玄米の脚氣豫防に關する調査

鐘淵紡績株式會社に於ける

醫學博士遠山椿吉氏の調査拔萃

鐘淵紡績會社にては從來白米主食を給したるに明治三十二年度に脚氣患者十二人(當時寄宿女工約千七八百名)三十四年度七十六人三十五年度二百人以上の脚氣發生ありしを以て三十五年六月より麥飯に改め爾後約九年間繼續したり而も同病根絶の狀なきを以て四十四年二月より麥飯を廢し玄米混食を實行して大正二年二月に至れり

上の如き主食變換による脚氣患者の消長を見るに麥飯期(三十五年乃至四十三年)に於ては總人員に對し三・七乃至一五・五平均八・八%の患者を生し玄米混食期(四四年乃至大正元年)に至て一・一乃至二・二平均一・七%に減したり

此事實の對照として同會社の通勤男女工約一千二百人の白米食者の脚氣發生數を調査するに明治四十四年乃至大正元年に於て八・三五乃至一九・四九%の發病を見たり

麥飯實施期に平均八・八%の發病は予か從來の調査に係る米七麥三食者の脚氣發生率三三・一%又農商務省工務局調査に係る工場職工の脚氣發生率一四・一〇に對し優良の成績たるを失はす更に玄米混食實施に至つて殆と根絶に近からしめたり

此の實驗に於て玄米食後同病を發する迄の時日は三十九日乃至四十七日なり之を予か前數回の報告と參酌するの時は一般に三十日乃至六十日なるへく又玄米混食後同病停止するの時日は最短十二日なるを見る、於是白米と麥飯とを問はす白米食をなして發病する時日は割合に永く玄米を用ゐて治癒若くは同病停止する時日の割合に短きは事實なり換言すれは有効成分體中消費は緩徐なれとも之か補充は迅速なりと言ふへし(遠山博士調査顯微鏡一一三號)

●榮養學上より見たる米の經濟

醫學博士　佐伯　矩氏

米は大量なる澱粉の他、蛋白質、脂肪、無機質、ビタミン等の有用なる成分に由りて組成せられ、就中其蛋白質、脂肪、無機質、ビタミン等は主として米穀粒の表層中に含有せらるるを以て精白米を常用する者に所謂白米病を發するか故に、力めて米の精白を減し能ふ可きたけ米の貴重なる榮養分を損失せさらむ事を望むなり

而して、之を吾邦の通俗に於て觀るに、水を加へて先つこれを研磨し更に水を加へてこれを洗ひ、斯の如き研磨、並に水洗を數回反履して、然る後米を炊くを以て普通と爲す、然もこの研磨、並に水洗の處置を行ふ事に由りて、米の有用なる諸成分、蛋白質、脂肪、無機質、ビタミン等の損失量著大なるに注意する者甚稀なり

今試驗の結果に依れは斯くして米飯を炊くときは米成分中特に身體組織を構成、補修するに必要なる、蛋白質の約一割を失ふ、即ち、之を大にすれは、國產米高五千六百萬石中、五百六十五萬石に相當する蛋白質を、脂肪其他の有用成分と共に無益に、下水中に投棄して、怪まさるものなり(保健衞生調査委員會報告拔萃)

●玄米と癌腫との關係

米國ボストン大學教授

バッカード博士

日本の癌患者の割合は歐米に比して殆んと半數てある、且つ日本の癌患者は上流社會の人に多くして下層社會に少ない、特種の現象かある、研究の結果、之は主として食物と關係あることを知れり

と凡そ文明の進歩に伴ひ各種、製造品の精製及料理法の進歩に反して食物の最大要素を奪ひ去る事になれり、日本の米は歐米の常食たるパンと比して礦物質を多量に含有して居る、此礦物質多量ある米は、癌の免疫要素を保つて居るのである、玄米や半搗米を食養とする人は癌腫に犯されないのであると云ふことになる、凡て礦物質の不足なる食物を取る人は癌の細菌に抵抗する力か足らぬことになる、玄米は癌に抵抗する力を人に供給する食物てある、然して白米飯は此抵抗力を米穀精米機て取り去りたるものてあると言ふて差支ないのてある

●白米食より生する病氣

カシミーヤ、フンク氏

ヴイタミノーゼはヴイタミンに乏しき食料を永續的に偏食する時にのみ起るものなり故に脚氣病は米作地方に於て白米を主食とする處に多く發す然れとも必す白米にのみ限らす精白したる小麥粉、西貢米等を常食としても發する者なり、ヴイタミノーゼの際に發する特異の合併症は次の如くなり

一、痲痺及攣縮を伴ふ神經變性

二、右心の擴大、呼吸必迫、チアノーゼ、減尿

三、全身水腫、心囊水腫、胸水、腹水

四、齒齦腫脹、皮膚の多發性充血、骨膜炎及特異の骨傷

五、口內炎、胃腸障碍、特異の皮膚紅斑、神經中樞の多發性變化(ヴイタミン說より見たる食品並に食餌療法拔萃)

●小兒の脚氣と糠の効力

アンドレウス氏

マニラに於て實驗したる所によれは當時多數の乳兒一種の脚氣に罹り其七五%死亡したり此兒等は皆母乳に依り營養せられたるものなるか故に此場合には其因正に母乳に歸せさるへからす而して母乳中には恐く發育に必要なる物質の缺乏したるものなるを想定すへし、其母體の食物を調査したるに主に白米なりしを知り得たり、於是病兒に對し米糠より製せる「エキス」を與へたるに重症に進みたるも皆迅速に平癒したり(バウル、フッシュー氏論文拔萃)

●効果は脚氣のみにあらす

バウル、フュッシー氏

此物體か脚氣及脚氣類似諸病の外他の營養疾患及之に關係せる症候に對しても亦必要ならさるかは頗る興味ある問題なり、即ち營養不給症ゝ恢復期衰弱、虛弱等にして食氣不振の諸症亦た望あり而して「バーゼル」化學研究所は一の製劑を製し之を「オリパン」と名つけたり本品は吸水性の粉末にして甘美の味を有し婦人も好んて之を服用すへく用量は一日三回一刀尖宛を與ふへく一の慮るへき毒性なきこと前述の如し、本品中には脚氣に對する豫防物質を含有することは試驗に徵し重症の動物も「オリパン」使用短時間にして忽ち治癒すること予か證明する處なり、本品は米糠より製出したるものなり(於バーセル婦人科病院「ヴイタミン」の臨床的講義)

●カルチウム缺乏の害

コルネット氏

血液中糖分多きときは結核菌の發育に適し糖尿病は尿中アルカリ土類殊に燐酸蓚酸と結合するか「カルチウム」及「マグネシヤ」の排泄か增多するを以て結核にかゝる素質を大く進むるなり姙娠哺乳時等の結核素質も「カルチウム」の減少に歸す

●オリザニンの必要

農學博士　鈴木梅太郎氏

蛋白質、脂肪、炭水化合物、無機成分の四大營養素を適量に有せる食物にても「オリザニン」を缺くときは身體は衰弱するなり故に如何に營養分に富むも「オリザニン」を缺くときは効果を完ふせすして「オリザニン」は動物營養上最も必要なり伯林のドクトルモスコースキーは自ら犧牲となりて實驗せり其米食の極めて有効なるは此「オリザニン」の存在に基因するなり

●糠の營養効力

醫學博士　遠山　椿吉氏

(前略)本篇の研究に依りて米糠より製出せる成分「ウリヒン」か脚氣に對し特殊の効力あり脚氣の諸症を擊攘するの作用あるは粗ほ明白なりと信す而して此の成績は本編の主旨たる脚氣病源の研究に對し啻らす所如何

「ウリヒン」は前述の如く脚氣の一症候に効あるのみならす一品能く群生する諸症を治するより推考して其原因を去り本態を治したるものなりとするを得へくんは翻て脚氣は之か缺乏に由りて起り

たりと言へる從來各方面の事實を更に明白に立證したるものとして誤なからん、是恰も家の傾きたるとき主要なる一柱の朽ちて折れたるを發見し玆に新らしき柱を補足したるに依りて家の起き直りたるに等し、又試驗的に一柱を除きて傾斜を起さしめ後一柱を補ふて復故したるの理に同し、一柱を補ふて傾斜を治したりとせは傾斜は實に一柱の朽折に在りと斷するは理の當に然るへき所なるへし而して

一、動物試驗上糠を除きたる米（白米）を與ふれは脚氣樣の疾病を起し、籾より糠を除かさる米（玄米）を與ふれは同病を起さす、又一旦發したる病動物に糠（又は其主要成分）を加へ與ふれは治癒するは事實なり

一、人類か精白度高き白米を持續主食とする時は脚氣起り精白度高からさる米を主食とする時は脚氣起らす、又一旦發したる脚氣人體に糠の主要成分「ウリヒン」を與ふれは治癒するの事實は動物と異る所なし

一、ウリヒンを用ゐて既發の脚氣治癒するの事實は即ち脚氣は身體中ウリヒンの缺乏に因ることを證するものなり、故に脚氣の原因は身體中主要成分（ウリヒン）の不給缺乏に在りと謂ふことを得

一、動物の脚氣樣疾患と人類の脚氣と共に同一の方法によりて起り、同一の方法に由りて防かれ更に同一の方法に由りて治することを得、故に此二病は同一原因によりて發すと云ふを至當とす（脚氣病因の研究結論）

◎玄米は胃腸病によし　醫學博士　南　大曹氏

米其物の滋養分から云ふと糠か著いて居る程滋養分に富んで居るわけてある從つて糠か取れゝは取れるたけ滋養分か減つて來るわけになる、殊に白米の方は脂肪分は殆とありませんて而も身體の養ひになつて行く部分の多くは皆糠に付いて搗かれて仕舞ふのてある（中略）味から云ふと白米より確かに玄米の方か不味いのてあるか慣らせは美味く食へられるのてある、たからして品か悪いから搗き方か極不十分てあるからと云つても滋養の點に於ては白米よりも反て醜い玄米の方か勝るといふことになるのてある

私は若此味の改良か出來れは白米のやうに用ゐらるゝてあらうと思ふ、元來玄米飯を食へると腹の空き方か早くて腹工合か非常に可いといふのはといふ譯てあるかといふに玄米の内に含まれて居る成分中木纖維と云ふ物か澤山にあつて胃又は腸を刺戟して其刺戟に應する爲めに胃腸の筋肉か盛んに運動する、つまり馬や牛に鞭を與へると一層盛んな運動をすると同しわけてあるからして胃腸の筋肉の刺戟か盛んになると食物を下へ下へと運ふ力も強くなり便となつて排出される時間も短かくなるわけてある、さういふ風な工合で玄米の飯を三膳食へた場合と白米の飯を三膳食へた場合とはとうしても玄米の御飯の方か胃の中も早く去つて腸に行き、腸を去る事も亦白米飯より早いのてあるから從つてお腹か早く空き便通も快く行くのてある、てあるから俗に謂ふ胃弱者とか便祕患者なとには玄米飯か特に良いのてある、さりなから前にも述へたやうに食慾又は消化に對して最も必要條件てある味ひの點に於て白米に及はぬのは極めて遺憾てある、てあるから此味の改良か出來るとすれは脂肪又は蛋白多き玄米を攝取して十分なる榮養を體内に送り得ると同時に胃腸の筋肉衰弱なとを有する人には恰好の常用食となるのてある少なくとも麥飯に勝るたけの味を得るとすれは吾々の理想に近き常食として世人に推奬したいのてある、尙ほ余は玄米についての消化及ひ榮養に關しては遠からす實驗的研究をして見る考てある

◎苦汁搗の有害　靜岡縣衛生試驗所調査

近頃混砂搗の外苦汁搗をなすものあり搗精及化裝的に稀薄なる苦汁を散布し米質を膨脹せしめ陰に不正の利を貪るものより靜岡縣にては縣の衛生試驗所に於いて種々試驗研究をなしたるに淘洗煮飯後も苦汁の成分を殘存するを證明し腸胃弱き人及小兒には殊に有害なるを認めたり云々（大日本私立衛生會雜誌四二三號）及ひ醫學中央雜誌（二九三號）

◎白一石中には約一斗の混合物を含有す　町野　良直

今市場に現はるゝ普通米を取て之を檢査すれは、一石の白米中には小米五升、糠二升砂及化粧石粉三升を混有し、眞の白米は實に九斗に過さるの事實を發見すへし、斯く混合物多き普通白の經濟上不利益なるは言ふまても無き事にして、一斗の米を買ひ入るゝも、之を洗ひ上けて磨砂、糠、及ひ小米の約半分を流し去るとせは、實際食用に供せらるゝものは、九升二合五勺許りに過す、實に七合五勺の磨砂、糠、及ひ小米等は白水となりて下水中に流れ去るなり、されと之を購入するには容積を以つて量るものなれは是等の流失物も白米と同一の代價を支拂はさるへからす、今白米一斗の價格金三圓五十錢なりとすれは其内約二十六錢餘は空しく下水中に流し去る混合物のために支拂ふ代價にして今内地に永く精白せらるゝ五千三百十六萬餘石には凡て一石につき糠二升磨砂三升小米五升を混入せるを以て、内地消費總額に對する混入物の量は實に糠一百六萬三千二百餘石、磨砂百五十九萬四千八百餘石、小米二百六十五萬八千餘石總計五百三十一萬六千餘石の多量に上るなり、而して此の内糠及ひ磨砂は全部放棄せられ、小米は其の過半を下水中に流失し去るものとして、其價格は一億三千九百五十四萬五千餘圓に上る豈莫大なる損失に非すや、而も一般邦人は未た糠、磨砂小米等の用途を知悉せさるを以て、一粒の飯米の貴きを說きて、未た是等の大損失を敢てするを顧慮せさるなり

◎白米使用禁止の命令　ヒリッピン政府

「ヒリッピン」政府は糧食官給者に對し白米の使用を禁止せり其命令中參考に値する箇所を摘譯すれは左の如し

爾今政府より糧食の官給を受くるものに對し白米飯の使用を嚴禁す

但し〇・四％以上の無水燐酸を含有する半搗米は使用するも妨けなし（即ち無水燐酸〇・四％以下のものは白米と認め之を嚴禁す）

玄米を得難き場合に於て同量の「マンゴー」（菓物）を以て一日置きに代用する時は白米を使用することを得而して政府は此場合に「マンゴー」か白米の代用として確かに使用せられたることを以て滿足する外なし

若し玄米及「マンゴー」の何れをも得難き特別の場合は白米を使用することを得但し此場合に於て糠又は其「エキス」を求め得る場合は醫師の指定の下に白米と共に之を食用すへし

右の場合に於て白米を使用したる時は直ちに其理由及事情を具し衛生監督官に報告すへし

○伊東知也君　議長。

○議長（大岡育造君）　伊東知也君。

○伊東知也君　發案者に質問があります、縷々數萬言――荒川君、其處で御言辯を願ひます――縷々數萬言、御飯の炊き方まで御說明になりまして、大分會得しましたが、中々玄米食は御宜しいと云ふ事は私も聞いて居りますが、食して見るとまづくて食はれない此方法は何か旨くする方法はありませぬか、伺ひたい、是が第一問であります、それから第二問は方法手段としまして、單に奬勵を建議するだけでは、此實行は今申じた通りまづいのでありますから之を普及することは中々困難と思ふ、寧ろ是れは法律案にして、玄米を食はなければ罰すると云ふやうな工合に御やりになつたならば如何であらうかと實は考へますがそれに對する御考は如何でございましやうか、一應承りたうございます。

○荒川五郎君　御答申上げます、東方策士たる伊東君の玄米食の御賛成を得て一段の光彩を添へる次第であります（伊東知也君「御禮には及びませぬ」と呼ふ）玄米食は決して食べ悪くはない、私共の家に實行して居る所に依れば、僅か五つになる子供でも數日慣れて、其後に玄米飯白米飯と二つを出して、どちらを採るか擇ばして見るに、もう慣れて玄米の方を取ります（笑聲起る　是は實際であるのでありま す、どうぞ其點は御安心あつて、伊東君も伊東君の御家庭より速に御實行あらん事を切に希望する次第であります（拍手する者あり）第二に玄米奬勵と云ふ事のみでは是が普及せられない、徹底すまい、それに案があるかと云ふ御質問であります、如何にも御尤であります、私共の考では、徹底的に玄米の普及を圖りたい、それには一案があります、それは私の案では白米消費税と云ふものゝ法律を立てたら宜いと思ふ、白米消費税を課けて白米を高くしたならば必ず其價の差に依つて玄米食は廣く行はれて行くだらうと思ふけれども、多年白米に慣れて居る今日に於て、急に法律を以て臨むと云ふことは、餘り急激と心得ますから、此に玄米奬勵に依つて、成るべく汎く是が精神の行渡るやうにして、然る後に更に第二段に於て法律を以て勵行するやうに致せばと考へ

て居ります、どうぞさう云ふ場合になつたら、伊東君も第一に御贊成を御願申します(拍手する者あり)

○岩崎勳君　本案は曩に委員付託となりたる土井權大君外一名提出、食糧政策及小作農保護に關する建議案と同一委員に併せて付託せられんことを希望致します。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(大岡育造君)　御異議なしと認めます、仍て岩崎君の動議の如く決します――日程第十二、織物業組合及葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案を議題と致します――小林源藏君。

第十二　織物業組合及葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案(小林源藏君外十三名提出)

織物業組合及葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案

織物業組合及葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議

政府は織物業組合及葉煙草耕作組合に相當の交付金を下付するか爲本期議會に追加豫算を提出せられむことを望む

右建議す

〔小林源藏君登壇〕

〔拍手起る〕

○小林源藏君　諸君、本案は屢々議會の問題となりましたので、其必要なる理由の如きは、諸君既に御承知の事と思ひますので、極めて簡明に説明するを以て適切なりと信ずるのであります、織物消費税法の手續が煩瑣にして、其法律實行上政府當局者も織物業者も困難を致したと云ふことは、世間周知の事實であります、其の煩瑣を除かんが爲めに織物同業組合が其消費税の徴收上に干與を致しまして、或は織物同業組合の建物の内に、特別の設備を致して之を收税官吏が使用し、若くは同業組合の事務員をして、收税官吏の事務を手傳はしむる等に依つて、煩瑣なる手續を省略することになつたのであります斯の如くにして煩瑣なる織物消費税なるものが、極めて簡易なる所の税となり、收税官吏が便宜を得ると同時に、同業組合に多額の經費を負擔せしむることになつたのであります、そこで政府の法律實行の爲に織物同業組合に多額の負擔を爲さしむる以上には、其經費の幾分を下付してやると云ふことは當然政府の責務であると信ずるのであります、此に於て私は此織物同業組合に對して、政府が相當の交付金を下付するの必要ありと認むる所以であります、獨り我輩が主張する許りでなく、全國の織物業者が切に其事を主張して居る所のものであります、又葉煙草耕作組合も、其事柄こそ違へ、實質に於きまして事情に於きまして、稍々織物同業組合と同樣の仕事を爲して居るのであります、政府の專賣事業として葉煙草を收納する上に於て、其植付段別の檢査、或は數量の査定、其他實際葉煙草を收納する時に當つて、組合の手傳を受けることが容易ならぬことであるのであります、其葉煙草を收納するが爲めに、政府當然の仕事の幾分を葉煙草耕作組合に於て手傳を爲して居るのであります、隨て其當然の結果として此組合に多額の經費を要することになつて居る、是は政府に於て、織物組合に對すると同じく補償を爲すの責務あるものと私は信ずるのであります、先刻同一問題に對しまして高田耘平君が御說明なされたるときには、葉煙草耕作組合を保護獎勵するの意味の如くに御說明になりましたが、間接の結果としては其意味の貫徹することになるとは思ひますけれども、私の今提案して居る所のものは、政府當然の責務を實行せよと云ふのであります、高田君の提案せられたる建議案の理由書を見て視ますれば「政府は租税の取扱に關し市町村に交付金を交付すると同一の理由を以て葉煙草耕作組合に對して相當の交付金を下付することを要す」とありますが、御說明の上に於いては主として獎勵保護の意味を陳述せられたる如くに聽受けましたが、市町村に交付金を與ふるのは獎勵保護の意味を有して居るのであります、獎勵保護の意味は、今まで經費の幾分を政府の仕事の爲めに費して居つた所のものを、組合の事業の爲めに費し得ると云ふ意味に於いて、組合が發達する、或は葉煙草若くは織物の發達を助成し得ると云ふ結果になると思ふのであります此の問題が解決せられましても、織物の獎勵保護葉煙草耕作の獎勵保護の問題なるものは尙ほ別段に殘て居ると云ふことを、茲に主張しなければならぬのであります、而して此の織物組合に交付金を下付すべしと云ふ問題の如きは、實に數年來の問題に致しまして、一度は此の衆議院を通過して貴族院に行つて倒れ、其の後或は建議案となり、或は法律案となつて、毎回此の議會に提出せられたる所の問題であります、第三十九議會と思つて居りますが、憲政會よりは建議案が出て、政友會よりは法律案が出て、委員會に於きまして、次の議會に於いて各派交渉して此の問題を解決すべしと云ふ申合をしたのでありますが、第四十議會に於きまして、恰も政府が衆議院各派の意のある所を考へ、國民の意のある所を酌量したものと見えまして、法律案として交付金を下付するの案を提出致しましたけれども、其の案なるものは不幸税制整理案の中に包含せられてあつたが爲に、其案に依つて成立せしむる能はずとして、遂に否決さるゝの不幸に遭遇したのであります、決して議會が此の問題を否決するの意思を以て、否決したのではない、他の問題と絡み合つて切離することが困難であつたが爲めに、已むを得ず否決したのであります、輿論のある所、衆望のある所、今日に於きまして代るものなしと申上げて宜いと信ずるのであります、煙草耕作組合に交付金を下付する事も、亦先刻高田君の話された如く、年々の問題になつて居る、或は建議案となり、或は請願となり、常に國民の要望して已まざる所の問題である、此に於て政府が適當なる時機に於て交付金を下付せよなどと云ふに非ずして、私は兩組合に對して相當なる交付金を下付するが爲めに、本期議會に於きまして、追加豫算を提出せよと要求するのであります、金額の問題は織物組合の側に於きましては、總税額の百分の二を要求して居ります蓋し四五十萬圓の金に上りませう、耕作組合に於ては三十萬圓以上を要求して居ります、此金額に付ては敢て茲に政府に向つて何程を提出せよと云ふのでありませぬが、相當の額を本期議會に於きまして、追加豫算として提出せよと云ふのであります、固より此金額の問題に付ては財源の關係もありませうから強いて金額を定めて要求する譯でありませぬ何卒斯くの如き歴史を有して居る所の問題でありますからして、滿場諸君の權威ある御贊成を以て、政府に本案の趣旨に基いて、追加豫算を提出せしめたいと思ひます、願くは御贊成あらむことを望みます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　議長……

○議長(大岡育造君)　岩崎君。

○岩崎勳君　本案は日程第九葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案の委員に、併せて付託あられんことを望みます。

「「異議なし」「贊成々々」と呼ぶ者あり」

○議長(大岡育造君)　動議に贊成であります、御異議が無ければ岩崎君の動議の如くに決しました、今日は是にて散會。

午後三時二十八分散會

○大正八年二月十日(月曜日)

午後一時十二分開議

議事日程　第十一號

第一　大正六年法律第六號中改正法律案(政府提出)　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　戰時利得税法中改正法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第四　作業會計法中改正法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第五　海軍工廠資金會計法中改正法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第六　國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第七　事業公債金特別會計法案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第八　臨時國庫證券法中改正法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第九　朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第十　臺灣事業公債法中改正法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第十一　造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第十二　帝國大學特別會計法中改正法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第十三　東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第十四　大正七年法律第四號中改正法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第十五 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第十六 北海道鐵道敷設法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第十七 家祿賞典祿處分に關する法律案(川原茂輔君外十六名提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第十八 沒收處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案(川原茂輔君外十六名提出) 第一讀會の續(委員長報告)
第十九 財政整理に關する臨時調査機關設置の建議案(犬養毅君外三名提出)

○議長(大岡育造君) 本日は本會議の當日ではありませぬけれども、都合に依りまして開會を致しました、諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一去七日政府より提出せられたる議案左の如し
大正六年法律第六號中改正法律案
一去六日議員より提出せられたる議案左の如し
利息制限法中改正法律案
提出者 赤尾彥作君
一去七日議員より提出せられたる議案左の如し
伊萬里、佐世保間鐵道建設に關する建議案
提出者 中倉萬次郎君 川原茂輔君
則元由庸君 牧山耕藏君
南里琢一君
一去八日議員より提出せられたる議案左の如し
四國海岸循環鐵道建設に關する建議案
提出者 小西和君 井戸文四郎君
羽越横斷鐵道建設に關する建議案
提出者 小林源藏君 高橋辰二君
戶狩權之助君 大石五郎君
熊谷直太君 齋藤紀一君
田邊熊一君 高島順作君
財政整理に關する臨時調査機關設置の建議案
提出者 犬養毅君 野添宗三君
古島一雄君 高木益太郎君
一今十日議員より提出せられたる議案左の如し
四國循環鐵道建設に關する建議案
提出者 林毅陸君 原田佐之治君
政尾藤吉君 竹內明太郎君
藤野正年君
四國鐵道循環線敷設に關する建議案
提出者 高島兵吉君 村松恒一郎君
一去八日議員より提出せられたる質問主意書左の如し
食糧政策に關する質問主意書
提出者 小橋藻三衞君
一今十日議員より提出せられたる質問主意書左の如し
外交問題に關する質問主意書
提出者 押川方義君
師範教育振興に關する質問主意書
提出者 高松正道君 土井權大君
地方税制限に關する法律改正に關する質問主意書
提出者 土井權大君 野口孝治君
吉野川改修工事に關する質問主意書
提出者 高島兵吉君
一去八日貴族院に於て本院の送付に係る左の政府提出案を可決したる旨、同院より通牒を受領せり
大正五年法律第四號中改正法律案(政府提出)
(第二號)大正七年度歳入歳出總豫算追加案(政府提出)
(第二號)臨時軍事費豫算追加案(政府提出)
一今十日貴族院に於て本院の送付に係る左の政府提出案を可決したる旨、同院より通牒を受領せり
會計檢査院法中改正法律案
一去八日內閣總理大臣より議長宛、左の通發令ありたる旨の通牒を受領せり
內務省參事官 潮惠之輔
內務省所管事務政府委員被仰付

〔左の報告は朗讀を經ざるも參照のため玆に掲載す〕

一去六日常任委員補闕選擧の結果左の如し
第七部
決算委員 林爲良君(志々目藤彥君補闕)
一去六日道路法案委員村松龜一郎君辭任に付其補闕として平島松尾君を、鐵道敷設法中改正法律案外一件委員富田幸次郎君、小池仁郎君辭任に付其補闕として井戸文四郎君、前田卯之助君を孰れも議長に於て選定せり
一去七日委員長及理事互選の結果左の如し
朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案委員會
委員長 山根正次君
理事 齋藤紀一君
會計士法案委員會
委員長 小川寅六君
理事 萩亮君
朝鮮平元鐵道急設に關する建議案委員會
委員長 一宮房治郎君
理事 山道襄一君
葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案外一件委員會
委員長 小林源藏君
理事 原田佐之治君、大堀孝君、森本是一郎君
北鮮、裏日本聯絡航路延長に關する建議案委員會
委員長 米田穰君
理事 横井藤四郎君

○議長(大岡育造君) 是より會議を開きます、諸問事項があります、左の議員より請暇の申出があります、病氣に付去八日より向ふ八日間野村治三郎君海外旅行に付今十日より向ふ四週間頭本元貞君、病氣に付今十日より向ふ二週間岡田榮君、病氣に付今十日より向ふ二週間恒松隆慶君、右請暇の申出があります、許可するに御異議がありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ之を許可することに決します、尙ほあります、第七部選出請願委員古谷久綱君、右常任委員辭任の申出があります許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ之を許可します、第七部の諸君は、速に補闕選擧を行ひ御屆出あらんことを望みます、御諮り申します、憲法發布三十年紀念祝賀の爲め、賀表を捧呈致したいと思ひます、日程を變更して、唯今より其會議を開くに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ日程變更は可決したことを宣告致します、政府の同意を求めて置きます 政府の同意がありました

憲法發布三十年紀念祝賀の爲め賀表捧呈の件

○議長(大岡育造君) 憲法發布三十年記念祝賀の爲め、賀表を捧呈するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」の聲起る〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ賀表を捧呈することに決まりました、賀表は起草委員を設け之を起草せしむることにして、其委員は十八名、議長より指名するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ直ちに委員を指名致します、元田肇君、岡崎邦輔君、小川平吉君、江藤哲藏君、川原茂輔君、山本悌二郎君、小久保喜七君、望月圭介君、藤澤幾之輔君、箕浦勝人君、坂口仁一郎君、本田恒之君、三隅哲雄君、前川虎造君、今村勤三君、尾崎元次郎君、花井卓藏君、木下謙次郎君、右の委員諸君は直ちに議長室に御參集の上、起草に著手せられんことを希望致します、暫時休憩致します。

午後一時十八分休憩

午後二時十二分開議

○議長(大岡育造君) 休憩前に引續き會議を開きます、起草委員長の報告を求めます。

○元田肇君 議長。

○議長(大岡育造君) 元田肇君。

〔元田肇君登壇〕

〔拍手起る〕

○元田肇君 諸君、本員等は先刻賀表起草委員を命ぜられまして、直ちに議長室に參集致しまして、委員長理事の互選を致しまして、不肖委員長、花井博士理事に擧げられまして、玆に委員會を開きまして審議を盡しまして成案を得ました、唯今朗讀を致します。

衆議院議長臣大岡育造誠恐誠懼謹て言す

伏して惟に

皇朝萬世一系列聖承繼德化洋溢百姓其澤に浹洽して親附欣戴せさるなし而て維新の始首として宏謨を萬機公論に決するに定め漸次立憲爲治の基を立て竟に帝國憲法を發布したまへり是に於て

臣民大政に翼替することを得て皇國の丕基更に隆固を加ふ洵に是れ萬代の徽範たり爾來茲に三十年 皇威四表に曆被し國運八紘に遐暢す而して今や歐洲戰亂の修禍方に殄熄して世界平和の休祥將に光熙せむとし帝國の光榮益宣揚す臣等幸に此昭代に遭逢し忻懽已むなし茲に嘉辰をトし憲法發布三十年記念祝賀の典を擧け上は以て聖德の日に躋るを頌し下は以て奉祝の微忱を攄ふ誠に歡抃欣躍の至に任るなし乃ち虔みて表を捧け恭く 寶祚の無疆を祝し 皇威の益震表に燿かむことを禱り奉る臣育造誠恐誠懼謹て言す

斯樣なる成案を滿場一致を以て可決致しました、何卒本議場に於きましても、滿場一致の御賛同あらむことを切に冀ひます。

「拍手起る」

○議長（大岡育造君） 唯今の委員長の報告に賛成の諸君は、敬意を表する爲め御起立を希望致します。

總員 起立

「拍手起る」

○議長（大岡育造君） 滿場一致可決を宣告致します

○議長（大岡育造君） 賀表は明日祝賀會場に於て捧呈致します

○廣岡宇一郎君 道路法案の委員會を開きますから許可を願ひます。

○議長（大岡育造君） 許可致します。

○廣岡宇一郎君 委員諸君の御參集を請ひます。

○小林源藏君 葉煙草耕作組合に交付金下附に關する建議案、委員會を開きたいと思ひますから、許可を請ひます。

○議長（大岡育造君） 許可致します。

○南里琢一君 請願第一分科委員會を開きますから、御許可を願ひます。

○議長（大岡育造君） 許可致します――日程第一、大正六年法律第六號中改正法律案の第一讀會を開きます――田中陸軍大臣。

第一 大正六年法律第六號中改正法律案（政府提出） 第一讀會

大正六年法律第六號中改正法律案

大正六年法律第六號中左ノ通改正ス

附則第五項中「大正九年一月一日」ヲ「大正八年四月一日」ニ、「大正八年十二月三十一日」ヲ「大正八年三月三十一日」ニ、「三分ノ二」ヲ「六分ノ一」ニ、「二分ノ一」ヲ「八分ノ一」ニ改ム

附則第六項中「大正十一年一月一日」ヲ「大正八年四月一日」ニ、「大正八年十二月三十一日」ヲ「大正八年三月三十一日」ニ、「八分ノ一」ヲ「三十二分ノ一」ニ改メ「、大正九年一月一日ヨリ大正九年十二月三十一日迄ハ同上ノ差額八分ノ二、大正十年一月一日ヨリ大正十年十二月三十一日迄ハ同上差額八分ノ四」ヲ削ル

附則第十三項中「大正九年一月一日」ヲ「大正八年四月一日」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣田中義一君登壇〕

○國務大臣（田中義一君） 今回の法律改正案を提出致しました理由と致しましては、大正六年法律第六號を以て、明治四十四年に御改正になりました恩給金額を、其以前の恩給を受くべき者も其金額を受くると云ふことに規定されてあるのであります、然るに其當時は財政上に餘裕の無い爲めに、之を五箇年に區分をして逐次其恩典に浴せしむると云ふことに法律第六號の附則で定めてあります、去りながら今日の物價騰貴の狀態に照しまして、五箇年に區分して此恩典に浴せしむると云ふことは、恩給受領者の爲めには頗る苦痛を總へて居る次第であります、それ故に今回此附則を改正致しまして、大正八年四月一日より總て五箇年に區分を致しましたものを繰上げて、一時に此恩典に浴せしめたいと云ふのが、本案提出の理由でございます、どうか御協賛下さらんことを願ひます。

○議長（大岡育造君） 右議案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 本案の委員は議長指名九名に致すことに決しました、日程第三、戰時利得稅法中改正法律案、第一讀會の續を開きます――委員長井上敬之助君。

第三 戰時利得稅法中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

〔井上敬之助君登壇〕

〔拍手起る〕

○井上敬之助君 戰時利得稅法中改正法律案の委員會の經過並に結果を極めて簡單に御報告を致します案の要旨は現行法に依りますれば、個人と法人との課稅に權衡を得ないのがあるのであります、之を平衡ならしむるの意味に於て、提案されて居るのであります、委員會は四回開會致しまして、種々審議討論を致しました結果、全會一致を以て本案を可決したのであります、どうか諸君も御同意あらんことを希望致します。

○議長（大岡育造君） 本案の第二讀會を開くや否やを諮ります。

○岩崎勳君 二讀會を開くに異議なし。

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ、二讀會は可決したものと云ふことを宣告致します。

〔岩崎勳君「二讀會に移すことを發議したのであります」と呼ふ〕

○議長（大岡育造君） 違ひました、二讀會に移すことを可決したのであります。

○岩崎勳君 直ちに本案は二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告通り可決せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ直ちに二讀會を開きます。

戰時利得稅法中改正法律案（政府提出）

第二讀會（確定議）

○議長（大岡育造君） 岩崎君の發議三讀會を省略し確定を致すことに御異議がございませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 御異議なしと認めます、仍て三讀會は省略せられ本案の可決確定したることを宣告します――日程第四より第十一までは同一委員に付託したる議案なるに依り、一括して議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ一括して議題とします、第四、作業會計法中改正法律案、第五海軍工廠資金會計法中改正法律案、第六、國債整理基金特別會計法中改正法律案、第七、事業公債金特別會計法案、第八、臨時國庫證券法中改正法律案、第九、朝鮮事業公債法中改正法律案、第十、臺灣事業公債法中改正法律案、第十一、造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案の第一讀會の續を開きます――粕谷義三君。

第四 作業會計法中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第五 海軍工廠資金會計法中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第六 國債整理基金特別會計法中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第七、事業公債金特別會計法案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第八 臨時國庫證券法中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第九 朝鮮事業公債法中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第一〇 臺灣事業公債法中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第一一 造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

〔粕谷義三君登壇〕

〔拍手起る〕

○粕谷義三君 日程第四より第十一まで、都合八案ございまするが、順次此日程の順序に從つて御報告申上げたいと思ひます、各案とも大體其多くは悉く皆な豫算に關聯致した法案でございまする、併し案の內容は何れも極く簡單なものでありまするから、自然私の御報告も簡單に申上げまする積りでありまず、日程第四は作業會計法中改正法律案でございますが、是は既に御承知の如く、前議會に於きまして協贊を與へました日本爆發物株式會社買收の結果でございます、即ち海軍に於て要しまする所の火藥を海軍省自身が之を直營すると云ふことの方法の爲め

に、此作業會計法の改正を必要と致すのでございます、即ち其第一條に於きまして、海軍火藥廠と云ふ一の目を加へますること〻、此作業を致しまするに付きまして、之に要する所の運轉資本を二百萬圓として、漸次之を一般會計から繰入れて行くことにする、斯う云ふ案であります、之を大正七年度より此事を經營を致して行くと云ふ案でございまして、之に付きましては委員會は誠に當然の事と考へまして全會一致を以て可決しました、日程第五の海軍工廠資金會計法中改正法律案、是は現在の海軍工廠の資金は九百五十萬圓であります、然るに御承知の如く近來鐵の價格も騰貴を致して參りましたし、加ふるに我國の造船造兵の事業も一年毎に段々大きくなつて參りまして、隨て之に要する所の材料も多きを要する譯であります、即ち現在の資金の百五十萬圓は明治四十二年の制定になりまする所の制限價格でありますので、到底之を以て十分に此造船造兵の事業をやつて行くことが出來ないと云ふことから、茲に更に二千萬圓に增加したいと云ふことの改正案でございまする、是も亦今日の場合已むを得ざるものと認めまして可決を致したのでございまする、日程第六國債整理基金特別會計法中改正法律案、是は從來特別から國債整理基金に繰入れました金が、一旦一般會計を經由して行くことになつて居ります、甚だ豫算の形式から申しましても、頗る複雜になつて居るのであります、それを此度改正して、特別會計から直ちに此國債整理基金特別會計へ繰入れるやうにして、即ち一般會計を經由することを止める、さうして豫算の形式の簡明、事務の簡捷を期することが第一の目的、又もう一つの目的は、國債の整理基金法に依ります國債の元金の償還に充てます爲めに、國債整理基金の萬分の百十六を年々積立つて行かなければならぬ、此基金の方へ繰入れて行かなければならぬ制度になつて居ります、然るに臨時國庫債券は、御承知の如く全く一時の金融の爲めに保有さるるのでありますから、此臨時國庫證券だけを一の全く國債として別の扱にする、即ち大藏證券と同樣な扱にすると云ふことの必要から、此整理基金法に改正を加へて、唯今申上げたやうな趣意を以て、此改正をすると云ふのが此案の要旨であります、是も相當なる議と認められて、全會一致を以て可決致しました、日程第七事業公債金特別會計法案、是は此度新に制定になりました法案であります、此法案の制定と同時に、是までありました所の朝鮮事業公債金特別會計法、それから事業公債及鐵道特別會計法、此二つの法律は廢止される結果になります、是は要するに其目的は事業公債の特別會計を統一する、斯う云ふ目的から今度此法律を制定しやうと云ふのであります、即ち前にも申上げました如く、朝鮮の事業公債に對しましては、朝鮮事業公債特別會計法あり、又臺灣であるとか、或は其他の事業公債に對しましては、今申上げた事業公債及鐵道特別會計法と云ふものがある、而して此二種の特別會計の間に於きましても、互に其一致しない點もあるのであります、更に又均しく事業公債を以て支辨致しまする事柄でも、何等特別會計等の規定のない所のものもある、即ち彼の樺太の事業公債の如き、或は又前議會に於て御決めになりました電氣事業の如きもさうであります、是等に對して別に特別會計と云ふものは設けてないのである、それ故に是等の總ての事業公債に屬しますものは、今度制定します所の事業公債特別會計法に依りまして、之を統一を致して行きたい、斯う云ふ精神から此法案を制定せんとせられるのであります、是も誠に適切なる立法と認めまして委員會は全會一致を以て可決を致しました、次は日程第八、臨時國庫證券法中改正法律案、御承知の通り臨時國庫證券の發行最高額は、現在に於きましては五億圓と定められてあるのであります、それを今度の改正案に於きましては、更に三億圓を增加致しまして、其第二條の五億圓を八億圓に改めたい、是が一つ、それからもう一つは其目的に一の追加をするのであります、即ち此第一條に臨時國庫證券募集の目的がございますが、即ち此輸出爲替資金の疏通を計ること〻、それから聯合與國に對する輸出軍需品の代金の決濟、此二つが今日まで臨時國庫證券募集の目的になつて居つたのであります、更に此度もう一つ目的を追加する、斯う云ふことで「聯合國の財政を援助する爲に」斯う云ふ一の目的を加へたいと云ふのが、今回提出された改正案の要旨であります、此三億圓の增加の必要は、申すまでもなく世界の戰局は既に終りを告げたやうなものでありますけれども、貿易其他の關係に於きまして、尙ほ本年に於きましても、我國に正貨の受取勘定になるべき所のものが、約四億圓より五億圓に達するであらうと云ふことは、過日の議會に於きましても、大藏大臣が當議場に於て言明せられて居るやうな次第であります、固より此本年に於ける正貨の受入勘定と云ふものは、全く見込に過ぎないのでありますから、果して其通りあるかどうか、それは固より是は確乎たることは申上兼ねるのであります、併し兎に角大體に於きまして、政府の見込として、約四億圓より五億圓の正貨が受取勘定になるであらうと云ふことであります、果してさうであると致しますれば、是が調節を圖ります上に於て、若干此臨時國庫證券發行限度を增加すると云ふことも、亦是れ已むを得ない事に相成ります、更に又聯合國の財政を援助する目的を加へます必要は、今日民間に於きまして、戰時中に英國の國庫證券なり、或は佛國の國庫證券なり或は大藏證券なり斯う云ふ種類のものを民間に於て引受けて居ります高が約二億圓に達して居りますさうであります、是等のものは本年內には期限が到著致すのである、此場合に於て果して聯合國が是等を現金を以て償還するかどうか、それも分らぬことである、而して若し其時に至つて、民間の經濟事情が其借換を便としないと云ふやうな事情が起つて來た場合に於て、政府は之に對して內國債を募集して、此借換の場合に於て、それを政府の方で引受けてやると云ふ必要も、亦茲に起つて來るかも知れない、それ故にそれこれの必要から、國庫證券の本年度に於ける募集額を更に三億圓を增加して貰ひたいと云ふのが、即ち此改正の要旨であるのであります、是も委員會に於きましては、愼重に審議を盡しました其審議中に於きまして、一委員よりして、國庫證券の發行は、動もすれば通貨の膨脹を促すことに相成るのであるから、政府としては務めて之を避けて貰ひたい、而して之に代ゆるのに郵便貯金の利子を引上げ、或は又彼の勸業債券を募集すると云ふやうな方法に依つて、務めて民間の零碎の資金を吸收したならば、無論國庫證券を募集しないでも、それ等の資金に依つて、十分に其目的を達することが出來るであらうと云ふやうな意見もありました、併ながら政府と致しましては、郵便貯金の利子を引上げると云ふことは、民間の金融事情、或は又銀行業との關係も十分考慮しなければならぬのでありますから、政府は郵便貯金の利子の引上と云ふことに向つては同意を表せられない、而して出來得る限り零碎資金を集めて、さうして是等の目的に供すると云ふことに付ては、從來も政府は務めて居ることでありませうが、更に今後に於て是等に副ふことを十分に務めると云ふことでありまして、委員會に於きましては別段に何等修正等の事もございませぬで、政府の此言明を信頼致しまして、原案を全會一致を以て可決をしたやうな次第であります、次に日程の第九、朝鮮事業公債法中改正法律案、是は朝鮮に於きまして釜山及元山、此二箇所の海關工事を擴張すると云ふやうな計畫でありまして、大部分は釜山の方の築港に用ゐられる金であります、乃ち此朝鮮事業公債法に於きまして、現在一億六千八百萬圓とありますものを、一千萬圓を增加致して、一億七千八百萬圓に改めます、斯う云ふ案であります、是も段々委員會に於きましては、審議の末原案を可決を致しました日程の第十、臺灣事業公債法中改正法律案、此案の內容は二三點ございますが、大體は即ち臺灣の事業の爲めに、公債を募集すべき制限額七千三百五十萬圓を九千二百五十萬圓に改める、即ち此千九百萬圓だけを更に增額をしやうと云ふ案であります、で此公債を必要と致しまする理由は大體に於きましては既に決定になつて居りまする所の、臺灣の地方の鐵道の建設、及び更に此中港と大肚間に於ける所の海岸線を一つ設けると云ふ趣意であります、即ち此中港大肚間は丁度海岸線が出來まするから、複線になりまする計畫であります、之に要する資金を兩方合せて千九百萬圓だけを、更に此公債に依つて募集することの出來ることにすると云ふのが、即ち此改正の趣意であります、尙ほ其他に此臺灣事業公債法は其制定が最も舊いのでありまして、明治三十二年の是は法律でありまするので、隨て其中に規定されてある條項と云ふものが、甚だ今日の場合に適合せざるのみならず、最近諸君の協贊に依つて制定されました國債に關する法律と云ふのがございまするが、是等の規定とも一致せざる點が澤山に在るのであります、それ故に其等の條項を改正を致しまして、大體は此國債に關する法律に依るやうに致したいと云ふのが、即ち此幾多の條項に於て改正を加へられて居る點であります、委員會に於きましては、此政府提出案の各修正の箇所に對しましては、何等異議なく政府案を可決を致しました、而して更に委員會と致しましては、尙ほ其の上に修正を加へる必要あり

と認めまして、第一條に於いて斯樣な修正を決議致しましたのであります、此の修正案は未だ御手許の方に廻つて居らぬかも知れませぬのでありますが、第一條は現行の法律に依りますると、臺灣に於いて公債を募集し得べき金額の制限を定めまして、更に此の公債事業の種類が一から六まで列擧されてあるのです、委員會に於きましては、段々審議の末、此事業公債法に列擧されてある所の幾多の目的と云ふものは、今日に於ては既に大部分は結了したものが多いのである、加ふるに臺灣に於ては、將來尙ほ幾多の公債を以て支辨すべき所の事業と云ふものがあるのであるからして、此に此目的を列擧することは廢めてしまふ、さうして第一條を單に斯樣に修正するのが相當であると斯う決定を致しました、即ち第一條を斯樣に改めたいと云ふのであります「臺灣ニ於ケル事業費支辨ノ爲政府ハ從前募集シタルモノヲ通シテ九千二百五十萬圓ヲ限リ公債ヲ募集スルコトヲ得」斯樣に修正を致しまして、現行法に此目的が列擧してあるものを悉く削除致しました、で斯樣に修正を致しますると云ふことは、今申上げました理由の外にです、現行の朝鮮の事業公債法と云ふのは、僅に法三章でありまして、斯樣に臺灣事業公債法の如くに、事業の種類と云ふものは何等列擧してありませぬ、乃ち此委員會に於きましては、臺灣事業公債法を朝鮮事業公債法と同樣に、之を修正致したに過ぎないのであります、第十一、造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案、是は段々此造幣局の事業も殖えて參りまして、到底此現在の資本を以て、十分に仕事をやつて參ることが出來ないと云ふ狀況に立至りました、殊に御承知の如く戰時に非常に補助貨が拂底致しました爲めに、彼の小額紙幣なるものが發行されてあります、是等が約九千百萬圓許りになつて居るのであります、是等のものは近き將來に於て、補助銀貨と引換をしなければならぬのであります、旁々此造幣局の設備を擴張する必要等がありまして、造幣局の資本の中へ二百六十一萬圓一般會計から繰入れて、其繰入れた中の百十一萬圓と云ふものは、造幣局設備擴張の爲めに之を使用し、百五十萬圓は据置運轉資金の方へ增加致したいと云ふ案であります、是も段々審議の結果原案可決致しました次第であります、甚だ簡單でありますが、以上を以て八案だけの御報告を畢りました（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 唯今御報告になりました日程第四から第九までの決を採ります、各案の第二讀會を開くに御異議はありませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（大岡育造君） 第二讀會を開くに決しました

○岩崎勳君 直ちに日程第四乃至第九の六案の第二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議はありませぬか

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（大岡育造君） 直ちに各案の第二讀會を開きます。

作業會計法中改正法律案（政府提出） 確定議

海軍工廠資金會計法中改正法律案（政府提出） 確定議

國債整理基金特別會計法中改正法律案（政府提出） 確定議

事業公債金特別會計法案（政府提出） 確定議

臨時國庫證券法中改正法律案（政府提出） 確定議

朝鮮事業公債法中改正法律案（政府提出） 確定議

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ第三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定したることを宣告致します。

○米田穰君 議長、是より清津築港の委員會を開きたいと思ひますから許可を願ひます。

○議長（大岡育造君） 御異議がないやうです、許可致します。

「米田穰君「委員諸君はどうぞ委員會室へ御出を願ひます」と呼ぶ」

○議長（大岡育造君） 日程第十、臺灣事業公債法中改正法律案の第二讀會を開くや否やを諮ります。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ第二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君 直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告の通り、即ち委員會に於て修正議決の通り可決確定されんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長 大岡育造君） 御異議なければ直ちに第二讀會を開きます。

臺灣事業公債法中改正法律案 政府提出）

第二讀會（確定議）

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ岩崎君の動議の通り、三讀會を省略して委員長報告の通り可決確定致します、日程第十一、造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案の第二讀會を開くや否やを諮ります。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君 直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告の通り可決確定されんことを望みます

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（大岡育造君） 御異議なければ直ちに第二讀會を開きます。

造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案（政府提出） 第二讀會 （確定議）

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ本案第三讀會を省略して委員長報告通り可決確定したることを宣告致します、日程第十二、第十三、第十四は同一委員に付託したる議案なるに依り、一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ一括議題と致します――委員長木下謙次郎君。

第十二 帝國大學特別會計法中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第十三 東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第十四 大正七年法律第四號中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

「木下謙次郎君登壇」

○木下謙次郎君 御付託に相成りました案件は三つでありますが、唯今議長から宣告致されました通り、日程第十二より第十四に至るまでの三件であります、極めて簡單でありますけれども、順次に委員會の經過を御報告申上げたいと考へます、日程第十二は帝國大學特別會計法中改正法律案、是は御承知の通りでありますが、帝國大學の豫算の收支は特別會計法に依つて規定されて居りますので、政府の支出金は法律に依つて一定致して居るのですが、此度政府は本年の豫算に於て、帝國大學の教授助教授の俸給の平均增加額を要求してありますのと、尙ほ東京帝國大學の文學部の中に、教育學部を設置する費用を豫算に要求致してありまして、政府の支出金增加の費目が豫算に現れて居ります、隨て此豫算を實行する爲めに、特別會計法の改正を必要とする次第でありまして、委員會は三回開會致しまして、質問應答の結果、相當のものであると認めまして、全會一致原案を可決致した次第であります、日程第十三は東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案で、是は性質に於きましては、日程第十二のものと略々同樣のものでありますが、日程十二の方は經常支出であります、十三に屬するものは臨時の支出に相成つて居るのであります、即ち東京帝國大學の工學部を擴張するのと、尙ほ京都帝國大學の工學部並に理學部を擴張致します所の、政府の支出金要求に相成つて居るのであります隨て單獨の法律制定を必要として本案を提出致しましたのが、此提出の趣旨であります、委員會は審議の結果、至極相當なものであると認めまして、是亦全會一致を以て可決に相成りました、第三の――日程第十四は大正七年法律第四號中改正法律案、此大正七年法律第四號と申しますのは、東京帝國大學並に京都帝國大學の判任官の手當俸給等の增額を、繰入金で爲す所の規定が出來て居るのでありますが、此度の改正の要旨は、判任官の手當の範圍を擴張するのと、又

其外に諸經費の不足を補充する爲めの改正案でありまして、委員會に審議の結果、時局柄已むを得ぬものと認めまして、本案も可決することに相成りましたのであります、以上三件とも極めて簡單なる案件でありますから、どうか本會に於ても、委員會決定通り御賛成あらんことを希望致す次第であります。

○議長（大岡育造君） 右三件の二讀會を開くや否やを御諮り致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ右三案の二讀會を開くことに決します。

○岩崎勳君 日程第十二乃至第十四は直ちに二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ直ちに第二讀會を開く事に決します、直ちに二讀會を開きます

帝國大學特別會計法中改正法律案 第二讀會（確定議）

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案 第二讀會（確定議）

大正七年法律第四號中改正法律案 第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ三案とも三讀會を省略して可決確定したる事を宣告致します、日程第十五、第十六は同一委員に付託したる議案なるに依り、一括議題となすに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ一括議題と致します——委員長江藤哲藏君。

第十五 鐵道敷設法中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第十六 北海道鐵道敷設法中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

〔江藤哲藏君登壇〕

○江藤哲藏君 吾々委員に付託されましたる鐵道敷設法中改正法律案、並に北海道鐵道敷設法中改正法律案、此二案の內容は、所謂紀勢線と稱せられます所の和歌山縣和歌山より三重縣の相可に至る鐵道、それから福岡縣の久留米より大分縣大分に至る鐵道此二線を豫定線に加へ、而して此二線を更に第一期鐵道線に繰入れるのであります、而して尙ほ高山富山間を第一期に繰入れ、又房總豫定線中の松田勝浦間、是も第一期線に繰入れる、それから四國豫定線に於きまして、琴平山田間を第一期線に繰入れる、是だけのことであります、次は北海道鐵道敷設法中改正案の內容は、釧路網走間の一線を豫定線と爲し又長萬部より輪西に至る鐵道、之を豫定線と致し、此北海道と內地と合して七線路を新たに建設すると云ふ案であります、委員會は三回開きまして、詳細緻密に亘つて質問應答を重ね、愼重に審査の結果、悉く原案通りに可決すると云ふことに決定致した次第であります、此段御報告致します。

○高松正道君 議長。

○議長（大岡育造君） 高松正道君。

〔高松正道君登壇〕

○高松正道君 極く簡單でありまするけれども、一言御尋致して置きたいと思ひますが、和歌山、相可に至る鐵道、即ち紀勢線と申しまするが、此線は和歌山が起點になつて居りまするが、是では果して軍事上經濟上の目的を達し得るでありませうか、私共の考では、少くとも是は大阪と云ふものに連絡をしなければ、十分に此鐵道の目的は達し得られないと思ふのであります、それに付きましては、和歌山より大阪の間には、既に南海鐵道と云ふ鐵道がありまするが、是は政府に於て、將來御買上になる御積りであると云ふことを委員會で承つて居りまするが、此御買上の時期は何時頃でありませうか、之を伺ひたいのである、是は私共は其地方の住民でありまして、最も其事情を存じて居りますが、買收と云ふことになりまするると、其價格の標準は、利益の何倍と云ふことに略々今まで決まつて居るやうでありますそれで本議案が確定致しますると、南海鐵道の方では、近き將來に於て是は買收されるものである、それ故に從來は南海鐵道に於ては、一割の配當して出來て居らなかつたのであるが、總ての營業費を節約致しまして、線路を虐使し致しまして、成るべく利益の割合を多く致しまして、買收費の高からんことを圖る結果、終には從來の此線路——現在の線路を虐使し致して買收しなければならぬときに於ては、既に其線路は間に合はないやうな破壞した線路になるやうな處があるのであります、又本鐵道には電力を併用致して居りまするからして、定めし買收される時には、此電力の方も不可分の問題として買收になるものと存ずるのである、所が南海鐵道の電力の中に、沿道二郡に亘りまして、電燈の供給を致して居りまするが、先程申す理由の下に、南海鐵道が十分の利益を擧げると云ふことにのみ——即ち公共と云ふ性質を拋棄してしまつて、利益本位に馳つた時分には、非常に沿道の電燈の供給を受けて居る者の如きは迷惑を致す次第である、それ故に私は成べく速に政府の方に御買上になる方が、却て國家の利益であらうかと考へるのでありますが、此點に對する政府の御所見を承つて置きたいと思ふのであります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 床次鐵道院總裁。

〔政府委員床次竹二郎君登壇〕

○政府委員（床次竹二郎君） 高松君に御答します、唯今御質問の事は、結局政府に於ても買收すべきものと考へて居ります、又買收するなら成べく早いが宜からうと思うて居ります、併ながら一方此和歌山相可間の鐵道の竣工致しまするのには、年限を要することであり、又一方に於ては此南海鐵道が、今御質問の如く電燈事業を有つて居りまするので、買收調査に手間を要して、今折角調査中であるのです、大體左樣に御承知を願ひます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 本案の二讀會を開くや否やを御諮り申します。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ二讀會を開くに決しました。

○荒川五郎君 議長。

○議長（大岡育造君） 荒川五郎君。

○荒川五郎君 言葉の端を御咎めするやうでありますが、速記に殘つて全國民の耳目に觸れて、異な感を與へると思ひますから御注意を御願申す、それは先刻來十數回に亘りまして、議長の御宣告は第二讀會を開くや否やを問ひます、それに異議なしと云ふさうして異議なければ二讀會を開くと云ふ御宣告になつて居る、二讀會を開くや否やと云ふ意義は、議長の確定の宣告ではない、異議が有るか無いかと云ふのではない、二讀會を開くや否やと云ふ御宣告であれば、二讀會が開かれんことを望む、さうして直ちに二讀會を開くとか、翌日開くとかになる、それで二讀會を開いて宜いかと云ふ議長の御宣告なら、異議なしで宜しいけれども、議長の是までの御宣告は、二讀會を開くや否やを問ふ、それには異議なしと云ふことは意義を爲さぬのであります、開いても宜い開かぬでも宜い……

○議長（大岡育造君） 荒川君、二讀會を開くべからずと云ふ議があつたときには、それで議論があると思ふのであります。

○荒川五郎君 議長が二讀會を開いて宜いかと云ふ御宣告があつて、異議なしと言つたら開かれる……

○議長（大岡育造君） 開くに御異議はないかと云ふのでありますから、それで宜しいのです。

○荒川五郎君 二讀會を開くや否やと云ふのは……

○議長（大岡育造君） 荒川君は意味は分つて居るが言葉が足らぬやうに思ふと云ふ御注意と思ひます。

○荒川五郎君 左樣です。

○議長（大岡育造君） 其意味は私も能く了解致して居ります、此所では二讀會を開くや否やを御諮りするのです。

○荒川五郎君 異議なしは……

○議長（大岡育造君） 異議があれば否になります、否になつたときには即ち開かぬのであります（「いえす」「のう」「です」と呼ふ者あり）「いえす」「のう」と仰しやるが、それと同じ意味であります。

○荒川五郎君 「いえす」「のう」の問ではない……

○議長（大岡育造君） それで惡ければ贊否の事です

○岩崎勳君 直ちに日程第十五、第十六兩案の第二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告の通り、可決確定せられんことを望みます。

〔「贊成々々」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 唯今異議ないと云ふ後に、更に岩崎君の動議があつたことゝ思ひます、然らば直ちに兩案の二讀會を開くや否やを御諮りをします。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ直ちに兩案の二讀會を開くことに決しました。

鐵道敷設法中改正法律案 第二讀會（確定議）

北海道鐵道敷設法中改正法律案 第二讀

會（確定議）

〔「本案に付て異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　本案に就て御異議がなければ三讀會を省略して兩案とも可決確定したることを宣告致します（拍手起る）

○岩崎勳君　議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち玆に豫算關係の法律案たる裁判所の設立に關する法律案、大正二年法律第九號中改正法律案、不動産登記法中改正法律案を一括議題とし、次に北海道舊土人保護法中改正法律案、及朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案を各別に議題と爲し、各々第一讀會の續、委員長の報告を求め、且其審議を進められんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　日程變更の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ日程は變更せられました、裁判所の設立に關する法律案、大正二年法律第九號中改正法律案、不動産登記法中改正法律案、之を一括して議題と致して報告を求めます。

裁判所の設立に關する法律案　第一讀會の續（委員長報告）

大正二年法律第九號中改正法律案　第一讀會の續（委員長報告）

不動産登記法中改正法律案　第一讀會の續（委員長報告）

○法學博士政尾藤吉君　議長。

○議長（大岡育造君）　政尾藤吉君。

〔法學博士政尾藤吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○法學博士政尾藤吉君　裁判所設立に關する法律案外二件の委員會の經過並に結果を御報告致します、御承知の通り大正二年の行政整理の際、全國に渉り多數の區裁判所は廢止せられました、然るに其後の經驗に徴しまして、又其後地方の發達に依りまして廢止したる區裁判所を復活する必要の場所もありまするし、又新に區裁判所を設ける必要の起つた場所もありまするので、それ故に昨年の第四十議會の際に廢止になりましたる區裁判所六十四箇所は、復活になつたのであります、此度の案は尚ほ三十一箇所の復活、又は新設に關するものであります、それからもう一件は此區裁判所の復活又は新設に伴ひまして、復活されたり、又は新設されたりしたる所の區裁判所に依つて、別表即ち現に存して居りまする所の區裁判所の管轄が變りまするので、其管轄を決める所の別表の改正の必要が起ります、それが一つ、それからもう一件は區裁判所の復活又は新設に伴ひまして、登記事務の廢合の必要が起ります、それは新に出來ましたる所の區裁判所、又は其區裁判所の出張所として出來まする所の登記所、其登記所のはづれの界にありまする所の地方の者に取りましては隣の登記所へ行く方が、餘程便利であると云ふ場合があるのでありますその場合に於きましては、司法大臣は省令を以て、一の登記所の管轄に屬する事務を他の登記所に委任することを得と、斯う云ふ風に云ふ必要が起るのであります、此三件は何れも委員會に於きまして、愼重なる審議を遂げましたる結果大多數を以て原案通り可決致しましたのでありますが何卒諸君に於かれましても大多數を以て可決あらんことを希望致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　裁判所の設立及大正二年法律第九號中改正案の二讀會を開くや否やを御諮りします。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君　直ちに裁判所の設立に關する法律案及大正二年法律第九號中改正法律案の第二讀會を開かれんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　右二案の第二讀會を直ちに開くに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ直ちに第二讀會を開きます、修正の提議があります、高田耘平君。

裁判所の設立に關する法律案　第二讀會（確定議）

大正二年法律第九號中改正法律案　第二讀會（確定議）

〔高田耘平君登壇〕

〔拍手起る〕

○高田耘平君　私は唯今第二讀會の議に上つて居る裁判所の設立に關する法律案外一件に付きまして、修正の動議を提出致します、修正の箇所は裁判所の設立に關する法律案中第五項「栃木縣足利郡足利町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ足利區裁判所ト稱ス」とあるのを「栃木縣安蘇郡佐野町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ佐野區裁判所ト稱ス」斯う云ふ事の修正でございます即ち足利町に新設すべきことよりも、佐野町に復舊すべきは當然であると云ふのであります、此第五項の外に於きましては、全部原案に賛成であります、唯今の法律の修正の結果と致しまして、大正二年法律第九號中改正法律案中「同表中ノ栃木區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム」の中「足利」とありますのを「佐野」と修正するのでございます、其他原案の通りでございます、此問題は、御承知の通りに昨年の請願委員會の本會議に於きまして、私が佐野の區裁判所を復活することに請願委員會が容れまして、本會議が否決するときに、私は佐野區裁判所復活が當然であると云ふことを主張した問題でございます、即ち前年來深き關係のある問題でありまするが故に、而して區裁判所の位置に關することゝは雖も、苟も最も嚴正公平を尚ふべき司法當局者の發案に係る問題でございまして、之を唯々一區裁判所の問題として、輕々に看過することが出來ない立場に相成つて居るのでございます、私は此修正の理由として、第一第二第三を數へやうと思ひます、第一の理由は即ち政府が本案、此區裁判所の設立に關する法律案提案の主たる理由に基いてでございます、第二は此佐野の復活が當然であると云ふ歷史上の理由よりでございます、第三は土地の便否の關係よりでございます、此の三點より修正說が是れなりと信ずる者であります、今第一の理由を申上げますれば、過般此の法律案提出の時に、前川虎造君が政府に向つて質問を致してあります、其質問の要旨は、提出の理由として、政府は交通の便否に鑑み擇出したと云ふことが書いてある、併ながら交通の便否を顧みない所が多々ある、是はどう云ふ譯であるかと云ふ質問のやうに記憶して居ります、其質問に對しまして、其當時の政府委員鈴木司法次官は、斯う云ふ御答をしてございます「此點に付きましては兎にも角にも廢止せられたる區裁判所を復活したる後事情の變化も定まつた曉に於て整理しなければならぬものと御答申して置いた次第であります、今日に於きましても尙ほ其考を持つて居るのでございます」斯う云ふ立派なる御答でございます、即ち政府當局者は、飽までも復活をするものであると云ふことの意見でございます、土地の便否は果して後日に至つて整理すべきものであると云ふことは、明かに鈴木司法次官が御答になつて居る、此理由に依りまして、私は佐野の區裁判所を復活すべきものを足利に新設すると云ふことは、政府當局者が此裁判所復活に關する法律案を提出する趣旨に、反いたものであると云ふことを斷言するのでございます、即ち私が修正說を提出致しまするのは、政府當局者の意見と同一の理由を以て、此修正說を提出するのであると云ふことを第一に申上げて置きます、尙ほそこで申上げて置きたいことは、即ち今日まで既に復活されましたものが六十四、今回の御提案に係るものが三十二と記憶して居ります、此九十何箇所の中で、新設に係るものは何箇所あるやと政府に質問すれば、北海道に於て二箇所あるのみで、他に一箇所の新設は無い、後とは全部復活であると云ふことを、委員會に於て言つてあります、さうすれば全然復活であつて、新設と云ふことは他に一箇所も無い、即ち栃木縣に於て唯々佐野に復活すべきを、足利に新設したいと云ふに過ぎないのであります、それから、第二に歷史上の問題であります、此佐野區裁判所が廢されました以來年々復活の請願が貴衆兩院に向つて、安蘇郡及足利郡の各町村長より連署を以て提出されたのであります、而して貴族院に於ては、第四十議會に於きましても、佐野に復活すべしと云ふことが、滿場一致を以て採擇されて居るのであります、我衆議院に於きましても、三十九帝國議會以來滿場一致を以て採擇されたのであります、第四十議會に於きましても、請願委員會に於ては、滿場一致を以て佐野に復活すべしとの請願が採擇になつて居る、然るに何が爲めか知らぬけれども、本會に於て不採擇と決したのは諸君御承知の通りであります、即ち歷史上より申しますれば、佐野に復活すべきが當然であるのに、唯々本院に於て、第四十議會に此請願に關して、本會で無法に不採擇に決したと云ふの外ありませぬのであります、然れば本年はどうであるかと云ふて見ると、本年は佐野足利兩町より、別々に裁判所を設けて具れと云ふ請願が出たのであります、此請願に對しまして、此間の委員會が如何なる決定を與へるかと云へば、兩請願とも、之を參考として政府に送付

すべしと云ふことの決定を見たやうであります、私は之を見て益々昨年本會に於て不採擇にしたと云ふことが、不自然のものであると云ふことを斷言するに憚らぬのであります（拍手する者あり）若し昨年請願委員會に於て可決したものを、本會に於て不採擇とすべき程重大なる理由があつたならば、何ぜ此二三日前の請願委員會に於きまして、兩案とも政府參考と致しましたのでございませうか、何故佐野の方を不採擇と決しないか、甚だ不徹底の請願委員會と存じます、然れば殘る理由は、昨年は佐野復活の請願の紹介議員は、本員及大津淳一郎君で、共に憲政會に屬する者の提案であるが故に、之を不採擇に決したのでございませうか、本年は佐野の區裁判所を復活すべき請願の紹介議員は、政府與黨の大多數を有する政友會所屬の佐野の住人秋山金也君であるが爲めに、之を參考送付と云ふことに致したのでございませうか、私は甚だ請願委員會の諸君の、昨年と今年とに於ける態度の變更に驚くものでございます、詰まり本會に於きまして不採擇に決したと云ふことは、其時の一時の出來事であります、其證據には、本年政友會の諸君が多數を占めて居る請願委員會に於きまして、參考送付として兩案共に政府に送つたことは、明かなる證據であると私は思ふのであります、故に此問題は歷史上より致して、殊に本院の院議を重ずる上に於て、殊に請願委員會の決議を重ずる上に於て、佐野に復活すべきが當然の理由であると信ずるのであります、更に第三は交通の便否の問題であります、此問題に付きましても、委員會の時に政府に質問した所、斯う云ふ御答辯でございます「佐野足利が一團となつて一管轄區域であれば兎も角も今度は上都賀郡の足尾町を其區域に編入したが爲に地理上足尾町を編入すると足利町が中心である故に佐野に復活せず足利に新設したのである」斯う云ふ御答辯でありました、併ながら是は唯々土地の中心が足利であると云ふことのみであります、眞に土地の便否と云ふことに考慮の及ばない問題であると私は思ひます、少しく事が細かくなりますけれども、勢ひ申上げざるを得ないのでありますが、佐野と足利との間の距離は、汽車哩に致しまして僅かで、時間は十九分間であります、そこで地理上から行きまするると云ふと、足利の町の人及足利郡に屬する人は、凡て如何なる邊陬に居る人でも、足利郡に居る人は假令佐野町に區裁判所が出來るとして、其日に往復が出來得るのでございます、而して足尾が管轄に編入されて、さうして足尾町の人も一日に佐野町に往復し得るのであります、所が若し之を足利町と致しますれば、此の地方の重要都市たる葛生町及之れに接壤したる數多の町村の人が、到底足利町に其の日に往復が出來ないと云ふ事情がございます、是は一寸疑問とせらるゝでありませうが、東武鐵道との關係、前橋小山間の汽車時間の關係より、確にさう云ふ結果になつて居るのでございます、即ち土地の便否より申しますれば、佐野町であれば安蘇郡、足利郡、足尾町の總ての人が、其の日に裁判所の用件を濟まして、其の日に往復することが出來る、若し之を足利と致しますれば、安蘇郡の北部一般は、其の日に往復し能はざるの地勢に在ると云ふことを御了承を請ひたいのであります、即ち土地の便否より申しますれば、明に足利町に置くよりも、佐野町に置くべきことが、管轄區域全般に涉つて、最も至便の地に在ることを御了承を請ひたいのであります、以上の通りでございますれば、土地の便否より鑑みましても、當然佐野町に復舊すべきものであると私は信ずるのでございます、殊に又佐野町には裁判所の敷地及建物が、尙ほ存在して居るのでございます、而して其の土地の人の寄付に依つたものであると云ふことを御了承を請ひたいのでございます、以上土地の便否より、本問題の歷史より、政府が裁判所に關する法律案を提出しまする根本の理由より、總てより論じまして、どう致しても足利に新設するよりも、寧ろ佐野に復活すべきが當然であると云ふ結論に歸著致すのでございます、私は斯樣なる理由を以て修正案を提出する次第でございます、事甚だ小なれども、苟も嚴正公平を尙ぶべき司法當局の立案に係る問題でありますから、名を復活に藉りて新設を爲し――其間に於て新設すべき理由なきに拘らず名を復活に藉りて新設を企てると云ふことは、司法當局者として執るべきことではなからうと思ひます、即ち佐野町を復活することは、政府當然の事として爲すべきものであつて足利に新設することは誤つて居ると云ふことを、私は論斷するに憚らぬのであります、どうぞ滿場の諸君も御賛成あらんことを深く希望致します。

○議長（大岡育造君）　武藤金吉君。

（武藤金吉君登壇）

（拍手する者あり）

○武藤金吉君　裁判所設置に關する法律案中、唯今栃木縣足利郡足利町に區裁判所を置き、之を足利區裁判所と稱すると云ふ原案に對し、佐野町に置いて之を佐野區裁判所に修正すると云ふ高田君の修正意見に反對を致しまして、政府案に賛成の意見を述べたいと思ふのであります、諸君、此足利と佐野の問題は、昨年の本議場に於て問題となつたのでありまして、其要點は四十議會に於て論議し盡されて居りますが、唯今高田君の御熱心なる修正の御意見がありましたから、甚だ申すまでもない事ではあると思ひますけれども、之に對して御答をすると云ふことも、亦已むを得ざる事と考へるのであります、先づ此足利と佐野に置く利害便否のことを判斷をすると致しますれば、此足利安蘇の二郡の關係、及此地方の民情、風俗、産業、裁判事項等に付て數字を一讀しますれば外の理由は說明をせぬでも解決が著きさうに思ひます、政府が見る所あつて佐野に區裁判所を復活しないで、足利に置くと云ふことは、洵に現在の民情を穿つた適當なる處置であると私は信ずるのであります、試に足利と安蘇の戶數を算へますれは、足利郡は一萬六千四百八十九戶であります、安蘇郡は一萬三千九百十一戶であります、又人口を算へますれば、足利郡は十萬六千二百九十七人、安蘇郡は九萬三千四百〇九人、又直接國稅の納付額を算へますれば、足利郡は二十三萬五千九百四十圓四十二錢、安蘇郡は十八萬千六百十二圓、又間接國稅に至りましては、足利郡は六十四萬二千二百三十圓、安蘇郡は僅に二十五萬二千五百二十一圓しかない、又縣稅に於きましても。足利郡は十六萬千四百二十八圓十七錢ある、安蘇郡は十三萬八千八百八十圓九十七錢ある、更に此兩郡の生産力を、大正四年五年六年の統計を平均致しましたものゝ數字を擧げますれば、足利郡は三千八百二十八萬〇百八十二圓に上つて居る、安蘇郡は僅に千四百七十五萬七千四百十一圓である、更に大正七年度の此額は、足利郡は四千萬圓を越へて居ります、安蘇郡は其割合に上つて居りませぬ、又本問題に最も關係を有する裁判事件を申上げますれば、民刑裁判件數は、足利郡に於て千八十八件を今まで裁判所が無くても算へて居ります安蘇郡は九百四十九件を算へて居ります更に此度政府の提案には、此足尾町を加へて足利町を中心としてやると云ふのでありますから、足利町の唯今算へました件數に、足尾町の裁判事件の件數を加へますると、足尾町は五百八十一件であります、五百八十一件と八百九十九件でありますから、是は千四百件に對して、佐野町は六百件しか無い、此件數に對して裁判所を置くと云ふことは見なければならぬ、又生産狀況からも之を見なければならぬ、斯の如く戶數の點から言つても、納稅の點から言つても、人口戶數の點から言つても便利の良い澤山の人の便利をする所に裁判所を撰べと云ふことは、先づ此數字に依りましたゞけでも、結論を得ることゝ思ふのであります、何事ぞ高田君は非常に熱狂して、愚にも付かないと言つては失禮でありますけれども、今日交通の便否がどうだとか、復活しなければならぬとか或は歷史が斯うだとか、或は土地の狀況がどうだとか云ふ御話がありましたが、是より高田君の御述になつた事に御答を致しますれば、先づ此議院の請願は――御承知の通り本年の裁判所復活の請願は、佐野町安蘇郡各町村から出て居ります、又足利郡の請願は、足利郡各町村及足尾町から出て居ります、此足利町に置くと云ふ請願は、私が紹介を致しました此二案は、請願委員會に於きましては、兩案共に此法律案が出て居るから、法律案の委員會に、之を尊重致しまして送付すると云ふことになつて居ります請願委員が何も政府の參考としたのでない、即ち此議題になつて居る法律案の委員會に送付をされたのであります、さうして此案が決つた譯でありまして何も高田君の仰しやるやうな次第にしたのでありませぬから、高田君の今爰に御述になつた事は、間違であると云ふことを私は申上げる、又歷史々々と申しまするが、歷史と云ふものは請願を一昨年まで―三十九議會まで、足利と佐野は一緒になつて居つた今度別れて別にやるからと云つて、何も去つた女房が何處に行かうと、別れた時に別れない時のことを繰返して言ふ事は、殆ど愚痴に類する事である、先づ高田君の議論と云ふものは、最も其中の骨子となつて居るのは、僅か佐野と足利の間は三里しかない汽車の時間で十九分間で行くから、足尾から來ても足利から行つても差支ないでないかと言ふが其議論は此方の私の方に拜借して佐野の方の少數の方から生産力が少ないから、足利に御出になつて宜しいと

云ふ事になるのであります、況や足尾から來まするには十九分間先きに行かなければならぬ、又歸りの事を云ふと十九分間で、三十八分掛る譯であります又葛生、其他の村落から來られない、昨年は一晩泊りでなければ來られぬと言はれたが、唯今は大變不便だと云ふ事だけに御止めになつたが、幾らか同縣であるから彼の邊の事情を御間合になつたと見える私は縣が違ひますけれども、渡良瀨川を隔てゝ此安蘇足利の治水の關係上、取引の關係上、高田君より委しいので能く知つて居るのです「田沼町はどうだ」と呼ふ者あり）能くさう云ふ苦しくなつても、其誹謗のことは餘り面白くない、斯う云ふ議論を以て立派なる議論に對抗すると云ふが如きことは、到底是は本會に於きまして容れる事が出來まいと思ふ、之を要するに政府の原案は頗る宜しいものでありまして、全國中大抵復活になつたが此佐野區裁判所を復活せずして、足利に新設をしたと云ふが如き事は、司法行政の私は一大進歩であると思ふのであります然れば是と共に今後に於きましては、此汽車が出來たり、道路が出來たり、交通の便が出來ましたならば、矢張司法行政の上に於きまして、もう斯樣な方法は各所に起ることゝ信じまして、原案を賛成致しまして、遺憾ながら高田君の修正意見に反對をする次第であります、之を以て……（拍手起る）

〔「修正案反對」「修正論者顏色なし」「何が顏色なしだ」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 別に討論の申出もありませぬから、先づ高田君の修正に贊成諸君の起立を求める順序を取ります、高田君の修正動議に贊成の諸君の起立を求めます。

起立者　　少數

○議長（大岡育造君） 少數であります、否決。

○岩崎勳君　議長

○議長（大岡育造君） 岩崎君、何ですか。

○岩崎勳君　此兩案は三讀會を省略して、委員長報告通り卽ち原案通り可決確定せられん事を望みます

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 此大正二年法律第九號中にも修正の申出がありますから、是は別々に採らざるを得ぬやうに思ひます。

○岩崎勳君　左樣ですか。

○議長　大岡育造君） 先づ裁判所の設立に關する法律案の修正動議のみを諮りました、此方の決議を終つた後に又次の案に移ります、裁判所の設立に關する法律案は二讀會の通りで他に御異議は無いのですか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 然らば裁判所設立の案は三讀會を省略して可決確定したることを宣言致します——高田君に御諮り申しますが、大正二年法律第九號中の修正動議は相變らず御維持なさるか。

○高田耘平君　止しませう。

○議長（大岡育造君） 修正は撤回になりました、卽ち大正二年法律第九號中の修正は撤回になりました就ては同案に對して岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ三讀會を省略して、可決確定したることを宣告致します。

○岩崎勳君　次に直ちに不動産登記法中改正法律案の第二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 不動産登記法中改正法律案の二讀會を開くや否やを諮ります。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ本案の二讀會を開くに決しました——御異議がなければ直ちに第二讀會を開きます。

不動産登記法中改正法律案　第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 本案に御異議がありませぬか

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ岩崎君の動議の如く、三讀會を省略して可決確定したる事を宣告致します、此際特に一言致して置きますが、本日は私少し口中に障りがあります、宣告の仕方が如何にも緩い、少々勘辯して御聽取を願ひます——北海道舊土人保護法中改正法律案の第一讀會の續を開きます——委員長佐々木平次郎君。

北海道舊土人保護法中改正法律案（政府提出）第一讀會の續（委員長報告）（確定議）

〔佐々木平次郎君登壇〕

○佐々木平次郎君　唯今議題に上つて居ります北海道舊土人保護法中改正法律案の委員會の經過及結果を御報告致します、委員會は前後三回に亘りまして會議を開いたのであります、政府委員は詳細なる說明を致され、委員諸氏に於かれましては質問應答を重ねられたのであります、本案の要旨は極めて簡單であるのでありまして、從來此北海道の舊土人を保護する所の法律は、制定されてあるのでありますが更に其の法律の內容に一歩を進めて、最も有効に便宜を與へやうと云ふのに外ならぬのであります、卽ち要點を擧げますれば天災其他の事由に依つて傷痍を受け若くは疾病に罹つた時に當つて、自費を以て治療する事の出來ない者に對して救療し、又之に藥價を與へやうとするのであります、聞く所に依りますれば現在の北海道に於ける舊土人は、約一萬八千人程居るさうであります、而して最近に至りまして死亡率は此內地の人に較べますると云ふと、比較的多いのであります、又衞生狀態も極めて不良であるのであります、殊に肺結核に依つて死亡する者が非常に多いのであります、之が救療又は救濟の規定を加へると云ふことは、人道の上から言ひましても、最も緊要の案であると云ふ下に於きまして、委員會は滿場一致を以て原案を可決したのであります、此段御報告申上げます。

○岩崎勳君　本案は讀會の順序を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ本案は讀會の順序を省略して、可決確定を宣告致します、次に朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案の第一讀會の續を開きます——委員長山根正次君。

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案（政府提出 第一讀會の續（委員長報告）（確定議）

〔山根正次君登壇〕

○山根正次君　朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案の委員會の結果を報告致します、委員會を開きますこと二回、政府委員も出られまして、さうして之が說明をなされました、さうして之が原案通り可決確定を致したのでございますから、右御報告を致します、どうか委員會の通りに可決確定せられんことを希望致します。

○岩崎勳君　本案は讀會の順序を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ讀會の順序を省略して、可決確定したことを宣告致します、日程第十七、第十八は同一委員に付託したる關聯したる議案なるに依り、一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ一括議題と致します——委員長松井文太郞君。

第十七　家祿賞典祿處分に關する法律案（川原茂輔君外十六名提出）第一讀會の續（委員長報告）

第十八　沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案（川原茂輔君外十六名提出）第一讀會の續（委員長報告）

〔松井文太郞君登壇〕

〔議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く〕

○松井文太郞君　日程第十七、家祿賞典祿處分に關する法律案外一件の委員會の經過、並に結果を御報告を致します、本案は屢々本院に於きまして論議致されました、殊に第三十七議會並に第四十議會に於きましては、既に可決せられた案でありまするに依つて、本案の內容の說明は省略を致します、併ながら何時も政府は此兩案に對しまして、反對の意思を表明致されまして、常に成立を致さなかつた案であります、委員會は政府の意思の在るところを十分に質しまして、愼重に審議を致しました結果、家祿賞典祿處分に關する法律案は、原案の儘可決を致したのであります、沒祿處分を受けたる者に對し賞典祿處分に關する法律案は修正を致しました、沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案とありまするのを「沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル給與處分ニ關スル法律案」と修正し、第一條中に「家祿賞典祿處分法ヲ準用シ同法ニ依リ」とありますのを「家祿賞典祿處分法並明治三十二年法律第八

十四號家祿賞典祿處分法施行法ヲ準用シ祿高整理ノ爲」と修正したのであります、而て理由を改められた、即ち明治二十七年法律第二十號に依る特別給與處分に對し、明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法を準用して願出を爲さしめ、尙ほ之れに對し行政訴訟の途を開くの必要ありと、斯樣の意味に致しまして委員會は審議の結果此の修正案を以つて全會一致を以つて可決したのであります、而して政府は家祿賞典祿處分に關する法律案は、昨年も本院が可決を致しました案よりは、御提出者の川原君が御說明の如く、本年は幾分の修正を加へられまして御提案になられたのでありまするに依つて、政府は原案の通り同意の旨を言明なされたのであります、又沒祿處分を受けたる者に對し家祿賞典祿處分に關する法律案に對しましては、政府は斯樣に申されたのであります、復族を致しますれば直ちに復祿するものとは解しては居らぬ、併ながら給與基準たる所の祿高に付て取調に不十分があるとか、又は錯誤の點があつて、給與額に不權衡を生ずると云ふことは、實に氣の毒な次第である、此不權衡を救濟する意味に於て、此修正案に同意する、又此處分に對し行政訴訟の途を開くことにも異議がない、以上の意味に於て此修正案に政府は同意することを言明爲されたのであります、尙又政府は此法律案即ち兩案が兩院を通過致しまして成案となりました際は、之を以て家祿賞典に對する最終の救濟と致す意味に於て、特に同意を致すと云ふことを附言致されたのであります本案に於きましても、委員會可決の修正案は、其實行の上に於きましては、御提出者の御提出の意味と變りもありませぬ、又本院に於きましては、再三可決を致され、尙ほ連年請願者の請願を御採擇なされた所の意味に於きまして、實質上同一の目的を達し得られますものであると信じますから、委員會可決の通り、本院に於ても速に可決せられんことを希望致します。

○副議長(濱田國松君) 日程第十七十八は一括議題に供しましたが、日程第十八の方には修正がありますから、採決は別々に致します、先づ日程第十七の家祿賞典祿處分に關する法律案の採決を致します、本案の二讀會を開くべきや否やを議題に供します、開くことに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○副議長(濱田國松君) 御異議がなければ本案の二讀會を開くことに決しました

○岩崎勳君 直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告通り可決確定せられんことを望みます。

○副議長(濱田國松君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○副議長(濱田國松君) 御異議がなければ直ちに二讀會を開き議案全部を議題に供します――御異議がありませぬか。

家祿賞典祿處分に關する法律案 第二讀會
(確定議)

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○副議長(濱田國松君) 御異議がなければ三讀會を省略して可決確定したることを宣告します、日程第十八、本案第二讀會を開くや否やを議題に供します開くことに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○副議長(濱田國松君) 御異議がなければ二讀會を開くことに決しました。

○岩崎勳君 直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告通り、即ち委員會修正議決通り可決確定せられんことを望みます。

○副議長(濱田國松君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○副議長(濱田國松君) 御異議がなければ直ちに二讀會を開きます。

沒祿處分を受けたる者に對する家祿賞典祿處分に關する法律案 第二讀會(確定議)

〔「委員長報告通り異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君) 岩崎君の發議の通り三讀會を省略して本案の可決確定したることを宣告致します、日程第十九、財政整理に關する臨時調査機關設置の建議案、提出者の說明を求めます。

第十九 財政整理に關する臨時調査機關設置の建議案 (犬養毅君外二名提出)

財政整理に關する臨時調査機關設置の建議

政府は朝野の學識經驗あるものを以て組織したる臨時調査機關を設置し速に財政の整理に關する調査を爲すへし

右建議す

○副議長(濱田國松君) 犬養毅君。

〔犬養毅君登壇〕

〔拍手起る〕

○犬養毅君 多數の議案を議せられた御疲勞の所でありますから、極めて簡單に私が說明致します、此建議案の趣意は既に說明書に書いてございます通り極めて簡單なものであります、本年の豫算會に臨みましても、今少し政府に改革なさるべきものが現はれて來やしないか、何の施設も見ないと云ふことを遺憾とせらるるのは、どの團體も同じ事であらうと考へるのである、政府から申せば、內閣日尙淺し、實際已むことを得なかつたと云ふ事情があるのでございませう、併ながら內閣日尙ほ淺しと云ふことは實は私共三十年間議員を致して居りますが、歷代內閣の更る時の是は常套辭令になつて居る、常套辭令にどうしてなるかと云ふと、實際今日の行政の有樣では、日常の事務に逐はれ、それでさう云ふ忙しき事の爲めに他の改革に手の及ばぬと云ふことは、數十年何れの歷代內閣を通じての是までの弊害であらうと考へるのであります、そこで是が一旦打破せられぬ時は、如何なる英明の內閣諸公の寄集でも、大斷行大改革は出來ないであらう、斯う考へますから豫算に現れた所で甚だ遺憾と思ひまして、概括して大體から言へば、今日の大勢の推移を待つ、暫く手は著けられぬと云ふことは確かな事實である、誰がやつてもそれである、それで大勢推移と云へば申すまでもなく、歐羅巴の大戰から生じて來る所の影響それから現に講和會議がありますが、講和會議が如何に結末するかは、此結局に於て如何なる影響が及ぼすか、確に重大の影響を及ぼして來るのでありま す、それで此二つの原因から生じて來る大勢の推移略々大勢の見据の著くまでは、根本的の改革には手は著けられぬと云ふ事は、是は御尤もと考へなければならぬ、之を御尤とすると、此議會後に次の年度まで內閣が改革されると云ふのでありますか、是までの行政の有樣では餘程困難である、年中常務に逐はれて居つて、其間に新しい案を案出すると云ふことは、何れの內閣でも是は出來ないのであると思ふ此行政府に居らるる人々は多年の熟練を有して居られ、經驗を有して居られる、併ながら熟練經驗を有して居ると同時に、從來の習慣に囚はれると云ふことは、是は何人も免れぬのである、其故に此改革を立てると云ふことならば、此案に在ります通り、朝野の適當な人を選拔されて、之を以て組立てて一つ調べさせて見る、斯う云ふことが一番大切でないかと、斯う考へますのが提出した所以であります、其故に今年豫算に對しても多少不滿足の所がありますが、概括してどうしても見送る時期になつて居ると云ふ以上は、此所で御互に調査機關を拵へて、虛心坦懷で研究して見やう、根本から研究して進運に應ずるだけはしてはどうか、是だけの案であります、それで此委員を拵へられるにしても、無論內閣諸公に御委せ致すのでありますが、多少御注意を致して置きたい、是まで委員は澤山あるのであります、所が餘り好い成績は見ないのであります、それで餘り好い成績を見ないと云ふ事は、有體に申すと凡そ委員を拵へると云へば、貴衆兩院の議員は無論熟練した人を選ばれませう、それから實業家、學者、斯う選ばれる、多くは名に依る、他に仕方がない、非常の聲望のある人を各團體から拔く、斯う云ふことで聲望と云ふ事を第一に置いて拔かれて集められても中々仕事は運ばない、其故に名に取らずして事實を取る、各團體の按分比例とか何とか云ふ事はすつかり捨てて、相當な確に此人ならば調査が出來る、同じ實業家でも、聲望と云ふ上より、事實を、實際を調べて、實際を研究して居る其適任者を拔く、それから兩院に於てもそれを拔く、斯う云ふ有樣で數を餘り多くしなくて、熟達し事實經驗のある實際出來得られると云ふ學者、實業家、兩院議員、之に政府當局を合せられまして、それで調上げたならば、立派なものが出來はしまいか、凡そ委員の團體は組立ではない、人に在るので、人が働かなければ、何度拵へても役に立たないのでありますから、之を若し內閣が御採用になると云ふならば、私の謂ふ名を取らずして事實を取つて行く、聲望を取らずして實際の能力を取つて行くと云ふ方から團體を組立てられましたならば、餘程の效果が擧げられはしないか、內閣諸公に於かれても、同僚諸君に於かれても、御同樣であつて、此大戰の餘響として此儘では參らぬのであります、總てを改革しなければならぬ、總てを改革しなければならぬと云へば、先づ茲に財政、就中最も力を稅制の上に向けて行きたいと思ふので

あります、租税の制度、即ち改廢すべきものもあらう、或は他に増さなければならぬものもあるであらう、殊に內務當局に於かれては、社會政策の研究、其他段々御調になつて居るやうでありますが、之を調べられれば、此負擔はどうして行くかと云ふ問題は直ちに起つて來るのである、それから講和會議の結果がどうなるか、國防上にも大變化が及んで來る歳出の大部分を占める所の國防の大部分に影響する國際關係にも影響すると云ふ、總てのものが根本から立て直さなければならぬと云ふことが出來はしないか、それと同時に多年の習慣で、餘程役人の間には改革しなければならぬものもありませう、始終非難を受ける話でありますが、役所の仕事の執方と、實際會社銀行の仕事の執方はまるで違ふ、こんな事を此機會を以て一掃してしまふ、民間の熟達の士を擧げて、互に研究することが一番必要でないか、丁度御互に之を以て――全く是は黨派問題以外の事でありますから、御互に誠心誠意研究する、內閣も亦虛心坦懷に何とか大改革をなされると云ふ意味で、どうか此案を御贊成を願ひたい、是だけの趣意ですどうか御贊成を願ひます。

〔拍手起る〕

○兒玉右二君　質問があります。

○副議長（濱田國松君）　提案者に對する質疑ですか

○兒玉右二君　さうです。

○副議長（濱田國松君）　許可致します。

○兒玉右二君　私は風邪でありますから、襟卷を御免を蒙つて質します稅制の整理、財政の整理は、是は議員の權能で、殊に議員として盡さなければならぬことと思ひます、唯今犬養先生よりの御議論に對して、私も敬意を表して、其事の至當なるを感ずるものであります、唯々私共突飛な意見として一つ何つて置きたいのは、政友會の宣明する所に依ると、常に稅制を整理し、財政を整理すると云ふことは、何時も言つて居る、之に對して今吾々は友黨の關係を以て豫算を鵜呑みにせんとする時に當つて、此建議案を以て政友會を牽肘すると云ふ意味ならいざ知らず、稅制の整理、財政の整理と云ふことを常に標榜して宣明して居る、政友會に、更に調査會を設けると云ふことは、政友會の內閣の稅制整理、財政整理に對して信を措くに足らぬと云ふ御考でありますか之を一つ何ひたいと思ひます、其次には虛心坦懷事に當る、是も先生の御言葉中にありまして、至極感服の次第であります、去りながら虛心坦懷は議員として事每に事に當らなければならぬ、對外調査會、或は國勢調査會、臨時產業調査局、調査の局、調査の會を置かるること此二三年頻繁なること、雨後の筍の如くずん／＼生じて居ります、此時に於て犬養先生御主張の此調査局を設けて、更に其簡を取らずして繁を增すのみに終つて、遂に其調査局なるものは、議員が當然盡すべき其職責を蔑にすることが有るや無きやと云ふことを私は疑うて居るのでありますが、斯の如き案が若し憲政會より起るならば、取りも直さず大藏大臣に對する不信任案の一と認むべきものと私は思ふ、之に對して私の如き愚なる者が國民の中に數居ります、愚民を代表する私に對して懇切丁寧なる御說明あらんことを希望致します。

○犬養毅君　至極御尤な御尋と考へます、第一の御尋であつたのは、無論政友會も稅制整理、財政整理は唱へられて居る、政友會ばかりでございませぬ、凡そ議會始つて以來、各團體共に是が載つて居ないのはないのであります、皆な財政整理、行政整理、總ての整理を唱へられて居る、政府も亦實際其意味が無いのではない、各內閣が起りますと、何時でも改革をとうかしやうと云ふ考を持たれて居る、何故に行はれぬかと云ふと、總に申した通りに、如何なる熟練の人であつても、多年其役所で同じ事務を爲して居ると、容易に新しい案は出て來ないものであります、是は人間の弱點で容易に出ないと云ふこと、最も繁雜なる行政で、凡そ各局の有樣を見ても日常事務に追はれるばかりで、中々新規な仕事を出すことは出來ぬ、それ故に政友會が稅制整理、財政整理を唱へられたのは言葉の上でない、爲さうと云ふ考に相違ありますまいが、御役人だけで爲すと云ふことは餘程困難なのであります、それだから民間の學者、實業家、其外練達の士を集めて協議をすることが必要だと思ふ、是はどうも私は實際必要だと考へて居ります、それで貴方の仰しやる調査會は澤山ある、多いのです、甚だ多くて困る、多くて困ると云ふのは忙しい人で打掛つてやることが出來ない聲望ある人ばかり多く集められる傾向があるので、それ故に聲望は第二にして、言ひ換へるならば是まで名望のある年を取られた人を其劇職に當てると云ふことに如何にも御氣の毒な、若手の新鋭の頭で之に當られる、實際調べられると云ふ人を之に集めてさうして役人と混合一體で調上げると云ふことを致さないと、新規な事が出來ぬと云ふのでありますから、政友會が爲される考なら極く宜い、此內閣がそれを更に補つて仕遂げて行く、斯う云ふので、是までは御承知の通りに――成程文學的の好い言葉で言ひ現されましたが、雨後の筍の如く中々澤山會が起つたが、普通の會で、是ではいかぬ、それ故に私は調査なるものは機關が働くのでない、其人が働く、働ける人で調べる、聲望は要らぬ、實際の能力を採れ、此方針を以て組立てられたならば、確に調査會は役に立つ、斯う私は考へて居る、それから第二に御尋のあつたのは、此中に含まれて居りはしませぬかどうです――第二は何です。

〔「第二は同じ意味です」「入つて居ります」と呼ふ者あり〕

○犬養毅君　入つて居りますな、今の御尋は至極御尤で、私も同樣に心配致して居ります事柄であります、どうか內閣諸公も、其意味に於て組立てることに致したいと考へます、私は決して不信任の意味で出したのではない、併し信任をえらい置くと云ふ意味でもない、誰がやつても之を調上げるより仕方がない。

○小林嘉平治君　議長。

○副議長（濱田國松君）　小林君何であります、質疑ですか。

○小林嘉平治君　質疑です。

○副議長（濱田國松君）　許可致します。

○小林嘉平治君　是からやります、提案者の犬養毅君に質問致します、犬養毅君は現內閣を以て政黨內閣なりと認むるや（笑聲起る）若くは前內閣の寺內內閣同樣に官僚內閣と認むるや、此の點に付て私は（「無用々々」と呼ふ者あり）犬養毅君の御考を承りたいのであります（「無用々々」と呼ふ者あり）私は此提案には非常に敬意を拂うて居つた者でありますが然るに唯今の御說明を承りますると、兎角役人と云ふ者は事務には熟達して居るが弊害が伴ふ、それであるからして、民間の又貴衆兩院の、それ／＼頭のある聲望のある者を集めて調査會を設けなければならぬ、是が提案の主もなる理由であるのであります犬養毅君にして今の內閣を政黨內閣と認めて居るならば、又世間の所謂平民內閣――私はもう一歩進んで、是は實業內閣と云つても宜いと思ふ、（笑聲起る）何となれば內閣諸公は皆な實業界の經驗と閱歷とを有して居られる方々であります、斯の如き內閣に對して斯の如き提案を爲さると云ふことは、抑々諸君の所謂常に熱望して居る所の政黨內閣を侮辱するものである（「何を言つて居るのだ」と呼ふ者あり笑聲起る）是は私ばかりでない、諸君の所謂友黨である所の新政會の御方から、今のやうな質問が出たではありませぬか、此點に向つて、犬養毅君は明かなる答辯を與へられんことを望みます。

〔「無用々々」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御答辯になりますか。

〔「答辯の必要なし」と呼ふ者あり〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て特に十八名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ、岩崎君の動議の如く議長指名十八名の委員に付託する事に決します――諸君に御諮りを致します、是で日程は一應終つたのでありまするが、山根正次君より世界感冒に關する緊急質問を致したいとの申出があります、日程を追加して此質問を許可することに御異議はありませぬか。

「異議なし」と呼ふ者あり」

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ許可することに致します――山根君。

世界感冒に關する緊急質問（山根正次君提出）

〔山根正次君登壇〕

〔拍手起る〕

○山根正次君　諸君、世界感冒と申しまするか、或は流行性感冒と申しまするか、或は流行性肺炎と謂ふか、此病氣が（「聞えませぬ」と呼ふ者あり）流行りまして、大變に人命を損するのでありまするが之に對して當局の豫防方法を何等聞かぬのであります、もう出るか出るかと思うて居つたがいつかな出ない、然るに學校は閉ぢられ、火葬場は屍體を以て滿されて燒くことが出來ないと云ふやうな有樣、此病氣は如何なる程度、如何なる數にまで達して居る

か、其事が知りたいのであります、是まで二十七八年の役の頃に於ては、臨時檢疫部を設けて、其處で是等の豫防をしたと云ふことがあります、然るにさう云ふ事が一つも無いのはどうであるか、學者が彼方此方に於て、是が豫防法をやつて居るけれども、皆な違つて居るやうである、之を一定して内務省に學者を集めて、即ち是が豫防方法を講ぜられる御考は無いのであるか、どうしてもさう云ふ方法を講ぜられなければ、何んぼでも人が死んでしまう、實に悲慘な事である、それでありますから、十二分に此事をやつて貰ひたいのであります、けれども内務省は之に對して何もやつて居らぬやうであるから、之を御尋するのであります、さうして豫防方法を立てられたらどうであるかと云ふことを御尋したいと云ふ積りで、今日此處に登つたのであります、どうか御返答を願ひます(拍手起る)

○副議長(濱田國松君) 杉山政府委員。

〔政府委員杉山四五郎君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○政府委員(杉山四五郎君) 唯今山根君より、目下非常な猖獗の勢を以て流行致しつゝありまする、所謂流行性感冒の流行の實況は如何と云ふ御質問、次で之に對する政府の豫防措置如何と云ふ、此二點の御質問と存じまする、御答を申上げます、唯今山根君の御述の如くに、所謂此病氣は殆ど全世界を風靡致しまして、我國にも昨年の春頃からぽつ〳〵發生を見まして、十月の中旬頃から非常な勢を以て傳染を致して居りまする、而して其數は各地方劃一的の報告が參つて居りませぬから、極く正確には申上げられませぬけれども、昨年十月十五日以降本年一月三十一日に至りまするまでの、三府二十四縣の實數を申しますると云ふと、患者數が九百十三萬八千三百七十六名、中死亡者六萬八千十八、比例を申しますると千人に付七人二分と云ふやうな數を示して居ります、尚ほ之を手近な東京市に就て見ますると、大正七年十月二十日より大正八年一月三十一日に至りまする、約百日間に於ける感冒の爲めの死者が五千七十七人、此同一期間に於きまする所の總死亡者數が一萬八千四十五人、即ち死亡百に對しまする感冒死者の數の割合が、二八、一四「パーセント」であります、人口に致しますると、千に對する死亡者が二人十六分であります、尚ほ之を男女別にして、東京市内の狀況を見ますると、二十三歳から三十三歳に至りまする間は、婦人の死亡率が男子に比して高まつて居ります、他の多くは男の方が女の方より餘計死んで居ります、それから發病から死亡に至りまする實況を見ますると云ふと、七日目に死んで居る所の「パーセント」が最も高いのであります、要するに先程申上げましたる通り、三府二十四縣の實數が九百萬有餘名、隨て日本全國に致しますと云ふと、内地だけでも千五六百萬の患者を出して居ると云ふことを推定し得るのであります、而して死者は之に對して十有餘萬人あつたと云ふことが推定し得るのであります、斯う云ふやうな實に恐るべき實況でありまするが爲めに、政府に於きましては、昨年の十月二十三日を以ちまして、當局大臣の命に依り小官より致しまして、各地方長官にそれ〴〵豫防又撲滅に付きまする所の方法を、詳細にそれ〴〵注意を致しました、是は最早新聞紙等に出て居りますから、別段詳しい事は申しませぬ、要は詰まり各自の豫防行爲自覺と云ふものを促して、成べく人込の中へ行かないやうにするとか、外出の際歸宅の節には簡單なる鹽水位でゞも含嗽をするとか、或は口に覆ふ所の「レスピレーター」を懸けて出るやうにするとか、殊に電車などの際に於ては、餘程其點に注意すると云ふやうな、幾多の注意方をするやうに通牒を發しました、是に依りまして警視總監を首め各府縣知事に於きましては、論達を發布致しまして、其徹底を期しつゝあるのであります、他面に於きましては所謂醫藥給せざる所の者があつてはならぬと云ふ所から致しまして、濟生會の活動を促し、此二月一日に至りまして、尚ほ英照皇太后陛下の御崩御の際に賜りましたる各地方の慈惠救濟資金、又御大禮の際に御下賜ありましたる大禮恩賜金、此内より適當の支出を致しまして、貧にして醫藥給せず、其病氣の爲めに死するやうなことがありましては大變でありまするから、其邊の徹底方も注意を致して居ります、で或は先程の御質問中に、どうも山根君の希望して居られるのは、政府當局はそれ〴〵專門の學者を集めて、何等か防疫の機關でも設置してはどうであるか、其邊の考はないかと云ふやうな御趣旨にも拜承いたしましたが、成程嘗て「ペスト」などに付きまして、臨時防疫機關を設置したこともあります、併ながら此病氣の所謂病源菌に付きましては、私よりも專門家であらるゝ所の山根君は夙に御了承の事で、是は千八百八十九年に西班牙に「バイフェルス」菌と云ふものが見付かつて居つた元來此「バイフェルス」菌に付ては、山根君も御了承の通り、傳染病研究所は之を認めず、東京の醫科大學に於ても、或部分に於ては同樣の意見を持つて居るにも拘らず、他面に於ては北里研究所の如きは、此「バイフェルス」菌を八十「パーセント」認めて居る、現に其調査研究の結果に基きまして、血淸を作つて、今之を試驗しつゝあるやうな實況であります、又他面京都の醫科大學、福岡の醫科大學に於ては、矢張同樣に「パイフェルス」菌を認めて居ります、尚ほ昨日葉山の御用邸に天機奉伺に參りました際に、汽車中で神奈川縣の當局に遇ひましたが、神奈川縣に於ては、内務より派遣して居りまする、北野防疫官が段々攻究いたしましたる結果所謂「パイフェルス」菌に基づく感作「ワクチン」を作つて、是が寔に熱を出す所の反應を出さないで、餘程豫防に有効であると見受けられると云ふやうな話も聽きました、併しまだ是は極く一少部分に適用したのでありますから、是が豫防に有効的確であるのみならず、治療の上にも有効的確とは斷定は出來ませぬが、今日部下の技術官が參つて居りますから、其邊の調査に依りまして、或は面白い結果が出來はせぬかと思つて、非常に多大の望を持つて居るのであります、實は此問題に付ては、夙に官立傳染病研究所にも相談を致し、又北里研究所の方面にも十分に懇談を遂げまして、或は集會を禁止すべきか、傳染病豫病法を適用して、所謂主務大臣が傳染病と之を指定いたしまして、其病氣に對して一定の行爲不行爲を命ずるやうな手段を執らうか、即ち集會禁示の如き不行爲を強制すべきかと云ふやうな點も隨分攻究致しましたがどうも是はまだ少しく攻究を要します、而已ならず集會を禁止しましたならば、電車なども止めなければならぬ、結局此交通機關「トラフヰック」と云ふものゝ上に非常なる影響があります、而已ならず凡そ斯樣な傳染病の流行る時分には、其本病それ自身の外に、臆病と申しますか、神經的に非常に恐怖いたすやうな心理狀態も起りますので、愈々此禁止を斷行すると云ふことは——集會禁止を斷行すると云ふことは、餘程調査を要し、考慮を加ふべき餘地があると云ふやうな專門家の證言もありまするので、それこれ等を斟酌致しまして、まだ其方面にまで手は着けて居らぬのであります、併し昨日あたりの東京市に於ける實況などを見ても、[illegible]實昨年の百五十人、百六十人の死亡者に對して、東京市内に於ける死者が三百人以上に達して居りますから、大體に於て此流行感冒に依つて死する者は、百五十人づゝあると云ふことが分るのでありますから、山根君の仰しやる通り、實に警視廳は夜だけの火葬を以て足らずとして、遂に晝火葬することも許したやうな譯であります、寔に吾々同胞此民族の上に於て、衞生上遺憾千萬の事と考へて居る次第であります、希くは何等かの方法を以て、此上とも當局は鋭意此方面に力を加へまして、此豫防方法及此撲滅に付て、最善の努力を致す上に於て尚ほ考慮を加へたいと考へて居ります、此神聖なる議場に於て、吾々同胞民族に關する問題に付て御質問を蒙り、而して尚ほ是等に付きまして、斯學の專門家たる山根君より深甚の御注意を以て御希望を拜承することを得ましたるものは、吾々當局に取りまして深く感謝の意を表明するものであります、概要右にて御了承を願ひます。

○伊東知也君 政府委員に質問があります、宜しうございますか——甚だ無躾な話でございますが、此程大岡議長と或る私の席上に於て、色々現在の此世界風の流行に付て御話をした際に於て、議長の仰せられるには、どうも不思議な現象がある、今回の此世界風なるものに罹る者は、多くは酒を飲まぬ人であつて、酒を飲む者は餘り罹らぬと云ふ、(笑聲起る)それに付ては杉山衞生局長も其事を自分に御話になつたことがある、是は餘程面白い現象であるからして、どう云ふ統計になつて居るか知らぬが、自分もそれ以來酒量を増すやうにして居ると云ふことを、大岡議長が私に直接に御話になつたのであります、又議院内に於ても御聽になつた人もある筈であります、さうしますると是は實に餘程面白い事でありまして、杉山局長を首めとして、酒の効能は愈々此に於て顯著なる證を見ると云ふことになつて、敢て「ワクチン」とか何とか六けしい事を言はなくとも、酒を飲みさへすれば此風邪が免れることが出來るならば、大に酒を飲むことを奬勵なされたならば此病源を防ぐことが出來やしないかと云ふ私は考を持つて居つたのであります、幸にして本日此問題が此議席に現れましたから、飲酒者と酒を飲まぬ者と

の死亡率の統計に付て御調査があるや否や、又局長自身が大岡議長に向つて、或は漠然たる御話であつたか知らぬが、さう云ふことを御話になつたとすれば、何ぞ據ろがあつたに相違ないと私は思ひまするが、願くは之を明に御說明下さいまして、酒を飲まぬ者には酒を飲ます、又非常なる勢を以て死亡率を增す所の風邪を防ぐ爲めには、餘程是は簡便にして要を得たる方法だらうと思ひまするから、其點に付ての御考は如何でございませうか、何か死亡率の統計か何かが其處に御有りになれば御說明を願ひたいと私は思ひます。

〔政府委員杉山四五郎君登壇〕

○政府委員(杉山四五郎君) 唯今伊東君より酒を飲んで居れば此病氣に罹らぬ、酒と此病氣との關係はどうであるかと云ふ御質問と存じまする、實は私は專門家でもありませぬものですから、匆卒の際に斯る責任ある御質問に對して答辯を致しますることは甚だ如何かと存じまするけれども、今まで聽及びましたる範圍に依りますと云ふと、專門の醫者は酒を飲んで居ると云ふことは、此風邪に罹つた時分に、熱などを惹起す際最も危險である(笑聲起る) 熱の解脫することが酒を飲まない人より飲んだ人の方が遲い、詰り酒を飲む人は謂はゞ心臟が侵はれて居るのでありますから、動もすると此死亡に歸するやうな虞が酒を飲む人の方にある、故に風邪に罹つた時分に、なにそんなものは酒で押通して宜しいと云ふやうな積りで、感冒に罹つて酒を飲んで居りますれば、動もすれば非常に恐るべき轉歸を取ると云ふやうな事までは聞いて居りましたが、是れ以上統計等に依て云々の御質問には、一寸其御答辯が出來兼ねます、又前段に議長閣下に私が云々と云ふやうなこともございましたが、私衞生局長としては、さう云ふやうな事を申上げた積りはありませぬ(伊東知也君「個人としては如何ですか」と呼ふ) 簡單なることですが之を以て……

○副議長(濱田國松君) 日程は是にて終りました、次會の日程は公報にて御通知を申上げます、本日は散會。

午後四時四十六分散會

○大正八年二月十三日(木曜日)

午後一時九分開議

議事日程 第十二號

第一 時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律案(政府提出) 第一讀會

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三 高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律案(政府提出) 第一讀會

第四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五 大正八年度豫算案

第六 (第一號)臨時軍事費豫算追加案

第七 (第一號)大正八年度歲入歲出總豫算追加案

第八 (追第一號)豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

○議長(大岡育造君) 諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一去十日政府より提出せられたる議案左の如し

時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律案

高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律案

(第二號)大正八年度歲入歲出總豫算追加案

一去十日議員より提出せられたる議案左の如し

若松柳津間輕便鐵道建設に關する建議案

提出者 八田宗吉君 堀切善兵衞君 高岡唯一郎君 石射文五郎君 今井今助君

水產講習所內に淡水科特設に關する建議案

提出者 西川太治郎君 高木正年君 井上敬之助君 奧田龜造君 吉田羊治郎君 川村惇君

一昨十二日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

航空取締に關する質問主意書

提出者 横山勝太郎君

一昨十二日提出者より撤回せられたる質問主意書左の如し

地方稅制限に關する法律改正に關する質問主意書

提出者 土井權大君 野口孝治君

一議員の異動左の如し

愛媛縣郡部選出議員古谷久綱君昨十二日薨去せり

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一去十日會計士法案委員山口俊一君、紫安新九郎君辭任に付其補闕として西英太郎君、前田卯之助君を、葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案外一件委員秋山金也君辭任に付其補闕として渡邊陳平君を孰れも議長に於て選定せり

一去十日委員長及理事互選の結果左の如し

賀表起草の件委員

委員長 元田肇君

理事 花井卓藏君

一昨十二日委員長及理事互選の結果左の如し

財政整理に關する臨時調査機關設置の建議案委員

委員長 川原茂輔君

理事 氣賀勘重君 小川鄉太郎君 上田彌兵衞君

大正六年法律第六號中改正法律案委員

委員長 漆昌巖君

理事 村松恒一郎君

一昨十二日常任委員補缺選擧の結果左の如し

第七部

請願委員原田佐之治君(古谷久綱君補缺)

一昨十二日野岩羽鐵道速成に關する建議案委員工藤吉次君辭任に付其補缺として渡邊陣平君を議長に於て選定せり

○議長(大岡育造君) 御報告を申します、去る十日本院に於て議決したる賀表は、十一日捧呈を致しました、昨日は天機を奉伺し、且つ御下賜品の御禮言上の爲め、葉山御用邸に參上致しまして、侍從長を經て御禮申上げました、早速畏くも拜謁を仰付けられました、此段御報告を申します。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 尙ほ議員古谷久綱君療養其効無く、遂に昨十二日薨去せられました、洵に痛惜哀悼の至りに堪へませぬ、例に依つて遺族に對し弔詞を贈りました――是より會議を開きます、諸問事項があります、病氣に付去る十一日より向ふ十日間兒玉亮太郎君、病氣に付去る十二日より向ふ二週間臼井哲夫君、病氣に付今十三日より向ふ十日間臼田久內君、右請暇の申出がありました、許可するに御異議はありませぬか

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ之を許可するに決しました――日程第一、時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律案の第一讀會を開きます。

第一 時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律案(政府提出) 第一讀會

時局ノ影響ニ因ル地方稅制限擴張ニ關スル法律案

北海道、府縣及市區町村ハ當分ノ內時局ノ影響ニ因リ必要ナル費用ニ充ツル爲內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條ノ制限ヲ超過シテ課稅スルコトヲ得但シ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ス

一 北海道、府縣ニ在リテハ明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條ニ於テ北海道、府縣ニ付規定シタル各稅ノ制限率又ハ制限額ノ百分ノ八十

一 市區町村ニ在リテハ明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條ニ於テ市區町村ニ付規定シタル各稅ノ制限率又ハ制限額ノ百分ノ六十

前項ノ規定ハ明治四十一年法律第三十七號第四條ノ場合ニ之ヲ準用ス

明治四十一年法律第三十七號第五條第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

○國務大臣(床次竹二郎君) 議長。

○議長(大岡育造君) 床次內務大臣。

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

○國務大臣(床次竹二郎君) 地方稅制限に關する法律案、時局以來地方の財政は日に急迫を致して居りまして、殊に最近甚しい有樣でございます、御承知の如く地方の財源の中で、最も主なる國稅の附加稅は一定の制限がございます、仍て此制限を當分緩和致しまして、地方財政の急迫を救ひ、緩和を圖りたい趣意でございます、どうか御審議の上御協贊を願ひます(拍手起る)

○神谷卓男君 議長。

○議長(大岡育造君) 神谷卓男君。

〔神谷卓男君登壇〕

○神谷卓男君 此法律案は、時局の影響に因つて地

方の仕事が非常に多くなる、其仕事に應ずる財源を補充せんが爲めに、從來の地租割、營業税、所得税の制限を擴張しやうと云ふ案でありまするが故に、或は時局に相當なる案かと認めるのであります、併ながら兎も角も此税は其制限を擴張すると云ふことは、地方民の負擔を增加すると云ふことでありまするが故に、餘程愼重審議を要する事と思ふのであります、故に大體に於て茲に二三の質問を提し、政府當局の御答辯を得たいと思ひます、第一に地租割、營業税、所得税の制限を擴張する以前に、又是と同時に地方に於ける特別税を、整理する必要はないかどうかと云ふことを承つて見たいのであります、現在地方に於て取つて居る所の特別税を見ますると云ふと、如何にも零碎なものがある、課税物件を漁り廻つて、殆ど租税を徴收する費用と相償はないかと思ふ程零碎な税が、色々取つてあるのであります、或縣に於ては、易占税と稱し易者から税を取つて居る、又或府に於ては、澤庵漬から税を取つて居る、農産物に對して課税をすると云ふことは、ひどいでないかと或る府會議員が聽いたときに、澤庵漬は加工物であるからして、之を取つて差支ないと答へて居ることを新聞で見たことがあります、又或る地方に於ては、邊陬の地方に於て唯一の交通機關であり又輸送機關である駄牛駄馬に對して、税を取つて居ると云ふやうなものもあるのであります、又或縣に於ては金庫に税を課して居る、苟も金庫を持つて居る者は、若干の税を拂はなければならぬと云ふことになつて居るやうな處もあります、斯の如き零碎な税が取つてあるのみならず、國家の産業の方針と矛盾した、背反したる税を取つて居るものも亦有るのであります、例へば一昨年の臨時議會に於て農業倉庫の必要を認め、吾々は贊成をして二十五萬圓某の補助金を與へることにして、農業倉庫設立を奬勵することに致したのでありまするが、或縣に於ては、倉庫税なるものを今年から始めやうとして居るのであります、又申すまでもなく將來工業の發達に付ては電力に依ると云ふ事は誰しも言ふことでありますが、此電力に税を課さうとして居るのであります、此電力課税に付きましては餘程可笑しい現象がある内務省は昨年の十一月二日に、態々内務省からして地方各廳に向つて、時局中重税に渉らざる範圍に於て、電力税は取つて差支ないと云ふ通達をして居ります、然るに此通達に對しては、農商務大臣、大藏大臣、又遞信大臣も、更に此議に與つて居ないと云ふ事實があるのであります、又從來内務省に聽いて見ますると云ふと、此税は非常な惡税であるからして、今まで止まつて居つたが、どうも時局已むを得ないから、之を取らせることにしたと云ふことを言つて居られたのでありますが、内務省が許さぬ以前に於て、既に此電力税を取つて居る所の縣があるのであります、例へば神奈川縣の如きは、七十五錢づゝ一馬力に對して税を取つて居るのであります、斯の如くに地方の特別税の狀態は、錯亂し紊れて居るのみならず、國家社會の永遠の利益からしても、甚だ考慮しなければならぬ税があるのであります、例へば家屋税の如きは――家屋税なる特別税は、是だけには制限が無いのであります、從來制限が無いが爲めに、府縣及市町村の總ての財政の皺は、皆な此家屋税に集つて來て、非常なる重い負擔となつて居るのであります、或縣に於ては、此家屋税に加ふるに家屋の建築税を取つて居る、又建築税に加ふるに借家税を取つて居る、家を建てれば、建築税を取られる、建てゝしまへば、家屋税若くは戸數割を拂はなければならぬ、人に貸せば借家税を取られる、人間は家なんかに住むのは、贅澤極まるでないかと云ふ仕打になつて居るのであります、斯の如き地方の特別税の狀態でありまするが故に、是はどうしても今日に於て整理を要すると思ふのであります、無論時局の影響の爲めに增加した地方公共團體の經費の財源に充つる爲めに、是等國税の附加税の制限を增されると云ふことは、已むを得ない事とは思ひまするが、之を增すと同時に、是等の特別税の整理と云ふことに十分盡される必要があると思ふのでありますが、政府當局は特別税の整理と云ふことに付て、如何に御考になつて居るか、之を整理するの御決心あるかどうかと云ふことを、私は承つて置きたいのであります、第二には自治團の事業であります、此自治團の府縣なり市町村なりの事業施設經營に付て整理を要するものは無いかどうか、吾々の見る所に依りますと云ふと、市ですべき事を縣がして居るものがある――府縣がして居るものがある、又町村のすべき事を郡がやつて居るものもあります、地方に於ては、申までもなく府縣及郡と云ふ官僚的の自治體と、市町村と云ふ民本的の自治體とが混在して居るのでありますが、無論監督官廳としての府縣及郡なるものと、自治體としての府縣及郡なるものと、理窟の上には違つて居りますが、事實に於ては此府縣郡なるものが、監督權を持つた自治體となつて居るのであります、此監督權を擁して市町村に臨み、監督の名の下に種々なる干渉を與へ、指導の名の下に種々なる壓迫を加へて居ると云ふことは吾々之を認めざるを得ない事實があるのであります、甚しきに至つては、府縣知事若くは郡長抔は、無能の名を免れんが爲めに、又眼前の小功名に憧憬して、やらぬでも宜い仕事をやつて居る、殆ど市のやるべき仕事を奪取つて、自分の功名の爲めにし、市町村でやるべき仕事を郡自ら進んで、自らの功名心を滿足せしめて居ると云ふ場合が甚だ多いのであります、現に先程申しました電力税の如きは、或縣に於ては、之を報償契約として會社と報償契約を締結して、公納金と稱して金を納めさせて居ります、即ち公納金にすれば町村が附加税を課することが出來ないからして、公納金と云ふ名前に於て取つて居るのであります、即ち町村には餘瀝さへも與へないで、自分獨りで之を占めて、自ら仕事をして見たいと云ふ感をして居るのでありますが、斯の如き形勢に對しては斯の如き狀態に對しては之を整理するの必要があると吾々は認めるので有ます、現在現存して居ります勅令二百八十五號なるものがあります、此勅令二百八十五號に依りますと、東京、大阪、京都、横濱、神戸名古屋と云ふやうな大都市に於ては――大都市の在る府縣に於ては、府縣會内に市部府縣會を設けて、此市部府縣會に於ては、十二名以上の市より選出したる議員を以て組織する、此市部縣會なる者に依つて、幾らでも市からして金を徴收する事が出來るやうになつて居るのであります市には申すまでもなく市長と云ふ代表者がある、又是等の大都市には、四十八名以上の議政機關が在るのであります、此議政機關や代表者には何等相談をせずして、十二名の過半數即ち七名の承諾を得れば、幾らでも市に經費を分布して、幾らでも自ら徴收することが出來ると云ふやうな勅令が、今日尚ほ現存して居るのであります、之が爲めに府縣知事が市に向つて是々の事をせよ、お前がしなければ私の方でするぞと云ふ、強迫を與へることが出來るのであります、自治團を強迫することの出來る茲に制度が現存して居るのでありま す、斯の如き狀態でありまする故に、地方に於ける府縣郡なる官僚的の自治體、此市町村なる民本的自治體、此間には餘程整理を要し、調和を要する仕事があると思ふのであります、現在市町村に於きまして旨くどうしても自治制が行はれないと云ふ事實が到る處にありますが、此自治制が行はれないと云ふことは、詰まり、自治思想が幼稚であると云ふことよりも、寧ろ自治思想が大分進歩して、各市町村が自治體の權能を自覺して來たからして、此監督官廳と互に爭ふ、監督官廳の監督に甘ぜず、其指導に甘じないからして、爭が起ると云ふやうな事實も幾らもあるのでありまするが故に、此際に於ては此税を課する前に於て、若くは此税を課すると同時に、税を增加すると同時に、此地方自治體の仕事を是正して、整理する必要があるかと思ふのであります、之に對する政府の御考はどうか、之を整理する御考があるかどうかと云ふことを承つて置きたいのであります、もう一つ……（「簡單々々」「縮りやれ」と呼ふ者あり）是は簡單であります、府縣其他の公共團體を通じて勸誘し、若くは強要する寄附金の事であります、此寄附金は申上げるまでもなく、非常に地方自治體の財源を涸渇せしむるの一の原因になつて居るのであります、毎年地方長官會議が開かれると地方長官が東京に來て、寧日なき程引張り過されて居りますが、地方長官が歸ると郡市長會議を開いて赤十字社の寄附金であるとか、愛國婦人會の寄附金であるとか、水難救濟會であるとか、或は濟生會であるとか、色々の寄附金を募ることを郡市長に強要するのであります――強要は致しませぬが、兎に角之を求めるのであります、此結果地方に於て、是等の會には入らなければならぬやうにして入つて居る現に郡長を排斥する唯一の手段は、赤十字社を同盟して退くと云ふことは、郡長を排斥する唯一の好手段として利用せられて居る狀況でありますが、是等の寄附金を強要すると云ふことは、啻に地方の財源に非常なる關係があるのみならず、官紀の上にも、頗る面白からぬ影響があると私は信ずるのであります、申すまでもなく市町村制に依りますると、市町村の財政は、財産收入、若くは寄附金、或は手數料是等のものを主として、徴税は副になつて居ります――從になつて居ります、現在の狀況に於ては徴税が主になつて居る、冠履顛倒の狀況になつて居るの

で、自治體を健全に發達せしめんとするには、此冠履顚倒の狀態を一變して、是正する必要があると思ひます、以上述べた所の三點は、之を是正するに最も必要なる事と思ひまするが故に、當局大臣の御答を得て置きたいと思ふのであります。

○議長（大岡育造君）　床次內務大臣。

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　御答致します、特別稅を整理する考が有るか無いか、斯う云ふ御話でありましたが、自然此法案が通過致しますれば、幾分か地方に財源が出來る譯でありますから、地方當局者の考に依つて、甚しいものは或は整理する事になるかも知れませぬ、併ながら政府として一般に地方特別稅を整理すると云ふことは、今考がございませぬ是は國稅に相關して、共に整理する時機があらうと思ひます、次に地方團體の事業を整理する考があるかと斯う云ふ御話、無用な事業をやつて居るものがあれば、監督上是等のものは、獨り此法案の通過如何に拘らず、自然整理を致すべきものと考へて居ります、併ながら唯今御質問中に、濫りに府縣若くは郡が市町村を壓迫するが如き御說でありましたが、是は左樣な事はございませぬ、府縣若くは郡も一面に於ては行政區劃でありますけれども、一面に於ては御承知の如く同じく自治團體であります、是等自治團體が決議する事項、若くは市町村なる自治團體が執行する所の事業が甚しく不都合ならざる限りは之を認むるのは相當な事であらうと考へます、第三點の御質問は能く聽取り兼ねましたのでありますが地方に寄附金の募集が多いのは困る、斯う云ふ御話であつたかの如く受取りましたが、若し左樣な御說でありますれば、當局も極めて御同感であります。

○議長（大岡育造君）　樋口秀雄君。

○樋口秀雄君　本員か此法案の趣旨其他に付きまして、當局に詳細の御質問を致したいと思つたのでありますが、本日は豫算案の重要なる議案が後にありますので、質問は委員會に譲りまして撤回致します

○議長（大岡育造君）　日程第二、右議案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數は特に二十七名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ委員の數は二十七名、議長指名に決します。

○岩崎勳君　議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に豫算關係の法律案たる開墾助成法案第一讀會の續を開き、委員長の報告を求め、且つ其審議を進められんことを望みます、次に日程第五乃至第八の豫算案を一括して、議題とし其審議を進められんことを望みます、而して日程の第三、第四は最後に議題とせられんことを望みます。

〔「贊成」「異議なし」の聲起る〕

○議長　大岡育造君）　御異議がなければ岩崎君の動議の如く決します——直ちに開墾助成法案の委員長の報告を促します——委員長田中隆三君。

開墾助成法案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔田中隆三君登壇〕

〔拍手起る〕

○田中隆三君　開墾助成法案の委員會に於ける經過並に結果を御報告申上げます、御承知の通り我國民生活の必需品たる米及麥は、國內の生產を以て國民の需要に供給するに足りないと云ふことは、最も顯著なる事實であります、試みに平年に於ける不足の狀況を見ますると、戰爭前、所謂平年五箇年に於ける平均を政府當局に於て調べて居られますが、それに依りますると、米に於て百六十八萬石、麥に於て百萬石と云ふものは、年々海外より輸入をしなければならぬ狀況になつて居ります、而して又他の一面に於ては我が國民の增加が誠に顯著であるが故に是等人口の增加と云ふことを勘定に入れて、將來我國に於ける米麥等の不足を計算して見ますると中々莫大なる數字に上ります將來十年後に於ては米に於て八百八十萬石でありますから約九百萬石、二十年後に於て千九百萬石、三十年後に於ては三千萬石以上米だけで——麥も之に準じまして十年後に於ては三百八十萬石、二十年後に於ては八百二十萬石二十年後に於ては千三百萬石と云ふやうな廣大なる不足を見ると云ふ事は、統計上顯著であります、唯今申上方が少し惡うございましたが唯今申上げました數字は、人口の增加に因るだけの不足額でございまして、其人口の增加に因りまする不足額に、最初申上げました年々の不足額を合算するのが、全體に於ける不足の數字になりますから、更に其數額が殖える譯になります、さう云ふ次第でございますからして、どうしても何等かの政策を執つて、是等の不足を補充するの途を講じなければならない、其補充策の一として、此開墾助成法と云ふものが出て參りましたのであります、固より此現在に於ける耕地の改良、御承知の耕地整理等に依つて此產額を增進すると云ふことに付て、官民共に力を戮せて其改良を圖つて居ることもございます、又他の一面に於ては肥料でございまするとか、或は種子でございまするとか、或は耕耘の方法に改良を施して、自然に其增收額を進めると云ふやうなことも、是も政府に於ても人民に於ても、怠らず力めて居るやうなこともございまするし、又他の一面に於ては、朝鮮其他からして、所謂我國の一部分からして、當然餘剩米が移入するやうなこともございます、それやこれやで餘程不足米の補充に出來ますけれども、如何に計算をして見ましても到底それでは足りませぬ、それ故に差當つて最も適切なる緊急の方法として、此度政府から開墾助成法と云ふものが出まして、將來此十五年に亘つて、約二十五萬町歩と云ふものを新たに開墾せんとするのが、即ち此法案の骨子になつて居る譯であります、而して其法案の骨子として、此二十五萬町歩を年々開墾して、其開墾する費用の年六分に當るだけの利息金を開墾者に貸渡す、さう云ふのが此法案になつて居ります、で此事は無論國民生活の安定を期する上に於て、又國家自營の根柢を固うする上に於て、固より緊急必要の事でございますから何人にも異議のある譯でございませぬ、ありませぬが、其法案の重大なるが故に委員會に於きましては、政府當局との間に質問應答を十分に重ねまして愼重なる審議を盡しました末に各派を代表する所の修正案等の御提出もありましたが、其各修正案は、目的とする所に於て固より一致して居ります、又修正案の各細目に於ても格別の距離がある譯ではありませぬ、それ故に委員會に於きましては、更に各派より委員を選みまして、小委員會を開きまして、そうして熟議を遂げました結果、一つの成案を得たのでございます、其成案は今日午前に又更に委員會に提出しまして委員會に於ては全會一致を以て可決致しましたのであります、まだ印刷が間に合ひませぬから一寸申上げますが、其修正の主たるものは、此助成金を一時交付して、後とで租稅徵收の手續に依つて返還せしむると云ふのが原案でありますけれども、是は總て交付し切りにする、詰まり之を補助金として開墾者に交付して、後で返さうと云ふことは止めると云ふのが、一番主たる改正であります、其結果と致しまして、政府提案の第三條、第四條、第五條、此三箇條は全然削除になります、又此三箇條を削除致しました結果として、第六條と第七條と兩方の中に「又ハ助成金返還ノ義務アル者」と云ふ一句が入つて居りますが、其一句を矢張削ると云ふことになります、それから七條と八條に「返還」と云ふ文字があります、或る場合に於て其交付した金を返還せしむると云ふ其「返還」と云ふ字がありますが貸渡したときは「返還」で宜しうございますが、今度は全然交付するやうになりますから、此「返還」と云ふ文字を改めまして「償還」と致しました、尚ほ些細な事でございますが、七條の中に「即時返還」とありますのを、「即時」と云ふのは不用な文字として削りまして、「即時返還」と云ふのを「償還」と改めました、それは其交付金を全然補助金として開墾者に渡すと云ふ結果の修正でございます、もう一箇條第一條に「土地ノ農業上ノ利用ヲ增進スル目的ヲ以テ左ニ揭クル事業ヲ行フ者ニ對シ主務大臣ハ豫算ノ範圍內ニ於テ助成金ヲ交付スルコトヲ得」此「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ一句を削ることに致しました、其事に付て聊か說明を申上げて置きます此の第一條の「豫算ノ範圍內」と云ふ文字を削ることは、法律として別に深い意味は無いのであります無論政府の仕事は、總て豫算の範圍內に於て動かなければならぬのでございますから、此一句が有ると無いとに依つて差異のある譯ではない、併ながら後に尙ほ說明も致しまするが、此政府の最初の提案の趣旨は、此開墾と云ふものを、五十町歩以上の集團地に限ると云ふやうな政府の御心持であつた、法律には有ませぬが施行細則に於てさう云ふ風に御取決めになると云ふ御考があつたのであります、併ながら委員會に於て段々審議討論致しました結果、是は五町歩以上五十町歩——と云ふ腹案が五町歩と云ふもつと小さい區域に改める事になりまして、政府も其點に就て御同意になつて居ります、而も其五町歩

と云ふものも、必しも一つで五町步と云ふ譯ではない、所謂集團地――開墾すべき集團地、或は互に密接して居ることもございませうし、又或る程度まで離れて居るやうなこともございませう、併ながら密接すると離れたるとを問はず、兎も角も一企業地として、一區畫地として、此開墾の目的を達することの出來るやうな場所は、皆な此法律の範圍內として政府が相當の補助をすると云ふ意味になるのであります、其結果として段々政府の手數が殖えることは無論であります、豫定よりは願書の數も殖えませう監督者も固より殖さなければならない、此目的を達する爲めに世話の綿密にしやうとすればする程、諸般の費用も殖えて來るに相違ありませぬ、又政府の豫想に依れば、開墾の出願が今年から段々殖えて來るやうになつて居りまするけれども委員會に於ける委員各自の見る所に依つては、此最初の內には、寧ろ餘計の出願があるだらうと云ふ考へでございます今御承知の通り米價も非常に高くなつて居ります、其場合に於て政府が又斯う云ふ補助法案を提出せられて、此開墾を奬勵せられると云ふ事になれば、國民が此政府の施設と相俟つて、さうして此開墾の目的を達しやうと云ふことに、勃然として其氣風が起つて來るに相違ない、さう云ふことになりまずるとどうしても豫算と云ふものは、政府の最初御目論見になつて居るのとは違つて、寧ろ初めの方の年度に於て、餘計なものを支出せられるやうな必要が起つて來るに相違ない、又さう云ふ事の起ることは吾々の最も希望する所である、即ち此法案の目的が速成せられる譯になりまするから、是は何人も欣んで之に應じて宜い事と思ふ、さう云ふ場合に於ては、僅かの金でありますれば、或は豫備金を以て是の不足分に充てると云ふこともあるかも知れない、又今年末に於て、追加豫算を出して戴くと云ふやうな事があるかも知れない又固より大正九年度の豫算に於ては政府の見込の如く十九萬圓位では迚も駄目だもつと餘計のものが要るに相違ないと思ふのであります無論餘計要るにしても、豫算が無ければ實行の出來ない譯でありますけれども、併しながらさう云ふ場合には是非とも政府に於ても、欣んで是等の豫算の不足を補充する途を講じて戴きたい、其意味を間接的に――極めて間接でありませうけれども――間接的に現す意味に於て、此第一條の「豫算ノ範圍內ニ於テ」と云ふ一句は如何にも目障りである、それ故に之を削らうと云ふのであります、別に法案の實體に、法律上何等の關係ある譯でないと思ひますけれども、其趣意に於てはさう云ふ次第で、此一句を削除すると云ふことになつたのであります、それからもう一つの今申上げました此「貸渡金」を「交付金」にすると云ふことは、別に特に說明を申上げる程の必要ない程顯著なことでございませう、是は詰まり政府の豫定案に致しましても、最も多く助成金を交付する年で、三百五十六萬四千圓と云ふことになつて居ります、併し是は三百五十六萬圓を唯々貸して、後とで租稅と同樣に取立てると云つたのでは、其補助と云ふものは甚だ輕いことになる、御承知の通り政府の金には、先づ大體に於て利息は付かない之を借入金としても、公債に依つて總て利息の付く金で假りに御保護になるものと見ましても、僅か十七萬圓か十八萬圓、さうして其開墾の爲めに人民が費す所の資本は幾らであるかと申しますと、五千九百四十萬圓、殆ど六千萬圓になる、六千萬圓の資本を投ずる開墾事業に對して、僅か十萬とか十七萬圓を補助した――十七萬圓も今申上げた通り實際に於て要らない、利息が掛ると見てもそれだけの補助と云ふので、如何にも補助の程度が輕いのでありまず又他の事業に對する補助の割合から考へまして、權衡を得て居りませぬ、それ故に是はどうしても全部補助金として下渡すと云つた方が、誠に他の法律との權衡も取れて居りまするし、又固より此開墾の目的を達する上に於て非常に効力があらうと、斯う云ふ意味で出來たのであります、それから是は法文の中にはございませぬけれども、先程も一寸申上げましたやうな五十町步以上にするとか、何町步以上にするとか云ふやうなことに付ては、中々各派よりして熱心なる御希望もあつて、出來るだけ之を區域を狹めたいと云ふことは、固より皆なの希望する所でありましたけれども、餘り之を小さく致しまするど徒らに手數ばかり殖えまして、却てそれが爲めに仕事の遲延を來すやうな虞もあり、又實際問題として考へて見ましても、假りに之を一町步とか何とか云ふ數字にして、其の補助が幾らかと云ふと、一町步に對して僅か年額三十圓の補助にしかならない、さう云ふ小さい事は、何れ各府縣なり或は町村なりに於て、又之を別に奬勵保護する途もあらうし、兎も角も先づ法律案の施行の上に於ては、前申上げました通り、五町步位で宜からうと云ふことでそれに納まりまして、結局總ての決案に就て、委員は滿場一致で之を可決致しましたのであります、尙ほ最後に御報告致しまするが、此修正案に付ては、農商務當局に於ては、進んで御贊成の意を表せられました、兎角政府案なんと云ふものに付ては、官僚的の政府のあつた時分には、無暗に提案と云ふことに固執して、道理ある委員の說に容易に聽かなかつたことも往々あつたのでありまするが、各委員の熱心なる辯論を當局は傾聽せられまして、快く此修正に同意せられたと云ふことを特に御報告申上げて置きます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 本案は二讀會を開くや否やを諮ります。

〔「二讀會を開くに異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ二讀會を開くに決します。

○岩崎勳君 直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告の通り、即ち委員會に於て修正議決の通り可決確定せられんことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ直ちに二讀會を開きます。

開墾助成法案 第二讀會（確定議）

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ三讀會を省略して、委員長報告の通り可決確定したることを宣告致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 日程第五乃至第八、是は豫算案なるに依て全部一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ全部を議題と致します、先づ齋藤委員長の報告を受けて討論は發言の通告に從つて之を許可致します――豫算委員長齋藤君。

第五 大正八年度豫算案（委員長報告）

第六 （第一號）臨時軍事費豫算追加案（委員長報告）

第七 （第一號）大正八年度歳入歳出總豫算追加案（委員長報告）

第八 （追第一號）豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（委員長報告）

〔齋藤珪次君登壇〕

〔拍手起る〕

○齋藤珪次君 玆に大正八年度歳入歳出總豫算案外三件の委員會に於ける、經過及結果を御報告致します、委員會は一月二十三日より同三十一日まで九日間總會を開き、以て質問應答を致しました、越えて二月一日より十日まで分科の質問及審査を經て、十日に決定に至りました、而して此十九日間に於ける政府と委員諸氏との質問應答に徵しまして、二三の點を聊か御報告致す必要があらうと存じます、其次第は在野黨の諸氏、若くは現內閣に同情を表せらるる諸氏の質問と雖も、何れも國民の安心、國民に安定を與へると云ふ見地の上より質問したる事項が多うございます、自己の審査上の材料として質問せし事項よりも、國民に安心安定を爲さしむべく質問された事項の多いが故に、其二三に就て御話を申して置きたいと思ひます、第一に國民に對して特に記憶を要すと存じます點は、來年度即ち大正八年度の豫算總てを通じまして、此時局が持來せし所の物價騰貴の爲めの政費增加額と云ふものは、實に驚くべきものでございます、乃ち之を細別して申上げることを止めて、大體に於て御話致しますれば、一般會計の豫算中、物價騰貴に因る政費總計表を見まするに普通經費、即ち一般會計に對する分の增加額が、九千六十八萬九千八百餘圓となります、之に臨時事件豫備費、即ち通常費に對する所の補給の如きもの、此臨時事件豫備費――特別會計も幾らか殖えて居りますが、此臨時事件豫備費の中の物價騰貴に係る經費の總計は、一億二千二百九十八萬餘圓に臨時事件費を合して十億の上に達しますが、其殆ど二割强は物價騰貴に伴ふ所の增加であります、外に特別會計となつて居ります所の臺灣、朝鮮、關東、即ち總督府、都督府、樺太廳、東京、京都、九州の帝國大學簡易保險、帝國鐵道等、是等の特別會計に屬します經費の、物價騰貴の爲めに要する額が、合計して一

億千二百三十一萬二千六百餘圓であります、此外に尙ほ造幣局、印刷局、專賣局、作業、東京砲兵工廠大阪砲兵工廠、千住製絨所、海軍採炭所、海軍火藥廠、製鐵所、各特別會計を合計致しますれば、又物價騰貴の爲めの增加額が九千四百四十八萬五千百餘圓であります、勿論唯今申しました造幣局以下のものは、是は事業に屬するものがありますから、單に一般行政廳の物價騰貴に依るものとは、少しく趣を異にして、其中には材料の騰貴せし部分を含まれて居ります、併ながら大體に於て物價騰貴と云ふことの範圍は脫し得られないのであります、故に此三口を合計致しますれば、實に四億二千四十七萬七百十六圓と云ふ多額の金額は、此時局が齎らしたる物價騰貴の結果であると豫想しなければなりませぬ、是は國民に向つても注意を望む點であると信じます、次に御報告致したいのは、在野黨の諸氏、其他又同情ある諸氏よりも質問がありました中に、歲入の見込が過大であると云ふことの案であります、之に對しては政府は六年度、七年度の實況に徵し、之を斟酌按排し且つ手加減を加へて、相當實收入に當るものなりと主張を致されます、委員諸氏に於ては、之にまだ滿足せられざる方もあるやうに存じます、故に其論議は後との討論に於てせらるゝのでございませうが、政府に於ては決して所信なき豫算ではない十分の所信を以て、此歲入の見込を提出したるものなりと主張致されます、それから公債募集の額が巨額である、此公債募集は甚だ困難であらう、即ち六億數千萬圓に當る公債募集は實行不能ではないか、隨て此豫算も實行不能に終りはせぬかと云ふことも亦質問されたのであります、之に對して政府は此公債の募集に付ても相當成算がある、決して經濟界を壓迫するが如き事の虞は執らない、長期にして不利益なるものは短期と爲し、而して時機宜きを制して、此募債に應ぜしむるものであると說明を致して居ります、是も蓋し後より有る議論の一端であらうかと存じます、併ながら此豫算不實行と云ふことに付ては、政府は斷じて左樣な無責任な事は無い、斯樣に申されて居るのであります、それから第四に御報告致すのは、食糧問題、是は本會議に於ても既に發せられた、問題でございます、併ながら是に對しては、政府は斷乎たる確信を以て答へて居ります、質問者は、今日の米價は如何にも騰貴して居る、而して米は又如何にも不足である、若し端境期に至れば國民の糧食を失ふ、實に不安の念に驅られて國民は安き心地はしない、斯樣にまで申されましたが、政府者は是に對して、斷然たる確信を示して居ります、即ち米に對しては永久的應急的處置を執る、永久的に就ては、唯今議了せられたる所の開墾助成法案の如きも其一つたるを失ひますまいが、其他政府は幾多の法案――法案ではない、計畫を有つて居られるでありませう、併ながら應急の策として此場合に於て處するに付ては、政府は米の輸入は斷じて之を爲す、如何なることがありと雖も之を爲して、國民をして米の不足を感ぜしめざる決心を以て行ふ考である、斯く斷言を致しました、而して其方法其順序を示せと迫る者もございましたが、之に對しては政府は其方法は示しませぬ、何故ならば之を一朝其場所其方法等を示すに於ては、其場所に於て價額の釣上は無論ある、或は輸出禁止をされるも圖り難く或は又各個人の利害に非常なる關係があるが故に、之を容易に示すことが出來ぬと云ふことの上に於て之を示されませぬ、而して價格は何故下らぬか、是は如何にするかと云ふことの問でありましたが、之に對しては政府は價格と云ふことは、單に價格其ものゝ問題ではない、量と價格と二つして此結果を來す、即ち米の量が豐富になれば、需要供給の原則に依つて價格は下るのである、今や米不足たるが故に此價格が上つて居るのであるから、政府は鋭意努力して米の輸入を圖り、而して之に從つて價格は漸次低下するものであると云ふことの論定を持つて居るのであります、之に對して尙ほ反問して、然るに價格は下らぬではないか、斯樣にまで極論致されましたが、之に對して政府は尙ほ答へて、價格は左樣に短日月の間に變化は容易に來すべきものでない、即ち今日上りしものを下げると云ふことの容易に來らざりしは、曾て前々內閣が米價の下落を憂へて、米價引上策を實行せんとして、法律案の如きものまでも提出するが如きことありしと雖も、米價は急激には上らなくて却て下る位で、遂に失敗してしまつて居る、其事蹟に徵しても、如何に政府が鋭意努力すると雖も、價格を一朝一夕に下げると云ふことは不可能である、然らば量を豐富にして而して策得たれば、此價格は下るものなりとの政府は確信を以て御答をして居ります、是が即ち米に對しての――糧食に對しての政府の確信ある答であります、其次に――御報告は是だけでございますが――申したいのは在野黨の一委員よりして、國民の負擔は總て偏頗なく致して行かなければならぬ、然るに我國の租稅は中產階級の者に厚く致して、一般多數民貧民階級――貧富共同して居る――共通して居る者の租稅は高いやうな傾がある、即ち之を言ひ換へれば、直接稅は日本に於ては少くして、間接稅が多い、直接稅は中等階級以上の負擔である、間接稅は貧富共同の――共通の負擔で、貧者が多くを負擔するのである、是が我國に於ては直接稅は總體の中の三割一分で、間接稅は六割九分にもなる、即ち間接稅が非常に割合が多くして、窮民貧民が虐げられる、誅求さるゝ所の有樣である、是が世界に類例の無いことであると、斯樣に問はれましたのであります、是は實に國民の利害に大關係を有つとも存じましたが故に、其當時政府が示したる所の此材料を茲に御報告して、國民の安心を得たいと思ひます、況や今日人心は兎角過敏に流れる時でございますから、之を申して置きたいと思ふ、即ち大藏大臣の明示する所に依れば大正三年度に於て、日本、英吉利、佛蘭西、露西亞獨逸、白耳義、米國合衆國に於ける、直接國稅と間接國稅の割合を示してあります、之を見ますると云ふと、日本は直接國稅が三割四分、間接國稅が六割六分、英吉利は直接國稅三割五分、間接國稅が六割五分、佛蘭西は直接稅は一割六分、間接稅が八割四分、露西亞は直接稅が一割四分、間接稅が八割六分獨逸は直接稅が二割三分、間接稅が七割七分、白耳義は直接稅は三割三分、間接稅が六割七分、米國合衆國は直接稅は僅に四分、間接稅が九割六分、斯樣であります、勿論戰爭始つて以來、種々の稅が起つて、直接稅に幾多多少變化は來したけれども、大體に於て文明國と稱し、貿易發達し國力の發展して居る國に於ては、直接稅は少く間接稅の多いと云ふ事を言明されました、此表に依りますれば日本の直接稅より直接稅を多く取つて居る處は、單り英吉利が一分を取つて居る、我國は三割四分であるのに彼は三割五分を取つて居る、其他に於ては皆な二割若くは一割の範圍でありまして亞米利加の如く、現に僅に直接稅は四分しか取つて居らぬと云ふ狀況であります、是は今日過敏に流れんとする所の國民にも、大に注意すべき問題であるから、特に御報告致す次第であります、以上先づ質問應答に對する所の報告を致すべき必要ありと認めて、本員が茲に報告を致したのであります、而して是等の外に外交內政幾多の質問がございまして、其數や實に數ふべからざるものでありますが、是は別に更め爰に申す必要はなからうと信じます、而して是等の質問應答を重ねまして、愈々討論に入りました、討論に入りました所が、此討論に入りましては、各派の代表者諸君、何れも意見は本會議で述べると云ふことでございまして、唯々獨り政友會を代表する所の山本悌二郎君は本豫算案は總て妥當にして、且つ必要なりと認むと云ふ意思に於て贊成を表せられました、憲政會の代表者早速君は、財政計畫に對して大に意見を有するも、茲に之を略し本會議に於て述ぶべし、但し修正を爲さず、但し數字に於ては贊成であると云ふの、矢張贊成の意思であります、それから國民黨を代表して鈴木梅四郞君、全部承認、但し時勢に鑑みて、種々の點は本會議に之を述ぶる、それから小川鄉太郞君は新政會を代表し、是も贊成である、承認する併ながら其意見は本會議に於て述ぶる、北井波治目君、是も無所屬團を代表して全部承認、運用に對して注文は致す事がある、是は本會議に於て述ぶる、押川方義君も條件を付して全部贊成であると云ふこと、詰まり其意見たるや、贊成の中の或る意味を敷衍するのでございませうが、何れに致しましても、豫算の數字豫算の大體に於ては、殘らず贊成でございましたるが爲めに、豫算委員會は全會一致之を可決致したのでございます、（拍手起る）而して茲に一の希望條件が存して居ります、其希望條件は豫算委員會の決定を經たるものでございまして、即ち食料鹽に對しての希望條件でございます、之を朗讀致します「食料鹽の不足及配給不良は國民生活の安定を脅かす甚し又工業鹽の不足及配給不足は一は工業の發達を阻害し、又延て食料鹽の不足を愬へしむるに至る依て政府は速に之に對し最善の措置を採られむことを望む」即ち是が鹽の不足に對して、何とか相當の處置を執つて欲しいと云ふことの希望と致して、委員會は是亦全會一致を以て決定致しました次第でございます、以上大體申上げましたのが、豫算委員會に於ける經過及結果でございまして、此結果たるや、此大なる豫算に對して一厘一毛の削減なしと云ふことは、帝國議會開會以來、軍國議會を取除

いて他に其類例を見ざるの實に好……何と申しますか（笑聲起る）好模範を示した（拍手起る）好模範を示した所の豫算會議と信じます、どうか將來に於ても斯の如くあらんことを望むのであります、右大體御報告すること斯の如しであります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　山本悌二郎君。

〔山本悌二郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○山本悌二郎君　私は本豫算案全部に對して贊成の意を表する者であります、獨に本會議及豫算會議に於て、大藏大臣が豫算編成に關する內閣の方針として示されたる所に依りますれば、內閣組織日尚ほ淺きに依り、永久に亘り巨大の費用を要する所の計畫は、時勢の推移に伴うて漸次其計畫を立つることゝし、取敢へず國運の發展上急施を要すると認めるものに限つて計畫を立てゝ、豫算を提出したと云ふことを申されました、此豫算を通覽致しまするに、此編成の方針は、縷々として豫算の中に發露致して居るのを認められる、或は之に對して各種の意見を持つて居られる方々もあるかのやうに、本會議及豫算會議の質問應答の際に認めました、併ながら內閣の成立日尚ほ淺きにしては、此豫算案は相當內容の充實せるものと認めるに、本員は吝ならないのであります、第一此內閣成立後に於て、豫算を編成するに當りまして、他の歷代の內閣に較べて、頗る困難を感じたであらうと想像される事があるのであります、と申すのは歷代の內閣、前內閣を繼いで其任に當るに方りましては大體剩餘金と云ふものが多額に存在して居つて、此の剩餘金の運用に依つて、取敢へず豫算の切廻を付けると云ふ所の便宜を持つて居たのであります、然るに此內閣の成立當時に於て、果して此剩餘金の狀態はどうなつて居つたかと申しますれば、試に其數字を擧げて申しますれば、是は前內閣の時代ではありますけれども、六年度に於ては前年度の剩餘金の殘額と云ふものが、九千二百六十五萬圓も殘つて居つたのであります、而して七年度に於ては、六年度より繰越すべき剩餘金が三億三百二萬某と云ふものが殘つて居つたのでありますが、此中からしても七年度豫算に編入した額が六百何萬圓と云ふものがございまして、其殘りの殆ど大部分は臨時軍事費及臨時事件費として充てられてしまつたのでありまして、此後の七年度追加豫算の財源を差引けば、結局八年度豫算に向つて使用し得べき所の剩餘金の殘額と云ふものは、僅に此總額の一割に過ぎざる所の三千八百萬圓しか無かつたのであります八億九千萬圓の豫算を編成するに當りまして、僅に三千八百萬圓の剩餘金の便宜を得ることしか出來なかつたと云ふことは、此の內閣の豫算編成に對しては、多大の困難の理由が存して居つたのであります然るにも拘らず、此豫算を相當の內容の充實せる程度に編成したと云ふことに付ては、之に向つて私は讚辭を呈することの決して不當ならざるを信ずる者であります（拍手起る）段々質問應答の間に伺ひます所に依りますれば、敢て此豫算に反對の御意見は無かつたやうではありますけれども、之に對して多少の批評的御意見はあつたやうに伺ひます、其第一と致しては、第一此豫算の面から見れば、現內閣の抱負經綸としては、一も見るべきものが無いではないかと、斯樣な御意見があつたやうに承りましたが私は之に對して、全然同意を致すことが、出來ませぬのであります、是より豫算其者に付て、其然らざることを證明したいと考へまするが、數字に涉りますが故に、隨分御聽苦しうはございませうけれども元來豫算事項の性質と致して、數字に涉らざれば徹底せる了解を得ることが困難でありまするが故に、暫時の御忍耐を願ひ置く次第であります（「謹聽」と呼ぶ者あり）現內閣は教育、國防、產業、及通信交通等の諸項に於て、最も緊急なりと認むるものに向つて、計畫を立てたと云ふことを申されて居ります、是が果して豫算の上に、如何なる事項に於て現れて居るだらうと云ふことを觀察するのは、即ち本案を批評するに付て、最も大切なる點であらうと思ふのであります、外務省の豫算に於きまして「オムスク」外十二領事館新設に關する經費と云ふものを經常部並に臨時部を合して、五十三萬八百三十六圓と云ふものを要求してありまする、御承知の通りに貿易の發展は、無論先以て領事館の新設等に向つて發露せぬければならぬのである、それ故に未だ曾て斯樣な多數に於て設置したことのない程、即ち其數に於て十二と云ふ數を一時に設置することにしたいと云ふのは、即ち海外貿易の發展の爲めに、現內閣が特に此計畫を立てたのでありませうかと思ふ、更に農商務所管に於きましては、主要食糧農產物改良增殖に關する經費、並に開墾助成法施行に關する經費と、此二つのものを私は假りに拾上げるのでありますが、此外にも各種の調査費研究費等の、新に計上されたるものは數々ありますけれども、假りにそれは省くと致しまして、此二項に於て其金高は僅に二十二萬二千圓ではありますけれども、其內容に於ては頗る重大なるものであらうと私は考へるのである、今日食糧問題の最も急を要する時に當つて此案を提出したと云ふことは、即ち現內閣の此問題に向つて大なる計畫を立つる、其計畫の片鱗と見て差支ないのであらうと思ふのである、開墾助成法施行に關する所の經費は、本年度の要求額こそ少額でありますけれども、二百萬町步に亘る所の全國の開墾地に向つて法律規定の交付金を交付すると云ふことに相成れば、六七千萬圓の財源を要すると云ふことになるのである、即ち六七千萬圓の計畫の一端を、此豫算に於て本年度に現したのでありませう、更に內務省の所管に於きまして、道路改良費補助費五十萬圓、是は唯今道路法案が出て、其委員會の報告もございましたが、それとは少し性質は違ひまするが是は即ち運輸交通の爲めに投じた所の經費、並に北海道拓殖費增加と云ふものに於て、九十九萬八千二百圓と云ふものを計上して居る、是は總額三百十三萬五千九百某の中、物價騰貴に因る所の增額二百十三萬圓餘を差引きまして、正味新規計畫に屬する分が、即ち九十九萬某、約百萬圓に近いものになるのであります、此二つのものを綜合して、內務省だけに於きまして百四十九萬某と云ふもの、即ち約百五十萬に近いものが計上されてあります、遞信省に於きましては、電信線路增設に關する經費、通信方式變更の經費、二次電池設備の經費、電信電話裝置改良研究、斯樣な事に於きまして、二百四十五萬七千八百九十六圓と云ふものが、計上してある、更に經常部に於きましても、之に伴ふ所の經費十三萬某を計上してありますので、之を合せますれば、遞信省の新規の計畫に係る其計畫に對する所の豫算が、二百五十八萬九千六百圓餘に當るのであります（「大出來々々」と呼ぶ者あり）教育方面に於きましては、文部省の經常費に於て、帝國大學其他直轄學校學科學級增加等に伴ふ支出金と云ふものに於て、三十八萬四千五百三十餘圓を要求してある、而して臨時部に於ては、桐生染織學校、鹿兒島高等農林學校高等農業學校擴張費、第十二、第十三、第十四、第十五の高等學校創立費、工科大學擴張費、京都帝國大學に鑛物學科設置の爲めの支出金（「有難う」と呼ぶ者あり）斯樣なものを合せますれば、即ち二百二十一萬七千四百九十圓と云ふものになるのであります、陸軍省即ち國防に關する點に於きましては部隊改編の爲めに、九百二十二萬三千五百九十九圓が計上してあります、是は御承知の如く總額一千百八十六萬九千四百九十八圓なるものを、八年度以降三箇年に亘つて實行する所の繼續費であります、更に第二の計畫と致しては特殊兵器製造及試驗費增額と云ふものが、是は五十萬圓計上してある（「賣藥の功能」と呼ぶ者あり）是は既に百五十萬圓の中——繼續費既定額百五十萬圓でありますが、其百五十萬圓の中で既に支出濟の分を除いて、八年度以降の殘額が百二十萬二千某になります所を、更に此內閣に於て新に二百萬圓を之に追加致して、さうして總額三百二十萬二千某と云ふものに致して、之を八年度以降十二年度に亘る四箇年の繼續費と致して、其一端が即ち五十萬圓の追加となつて、此豫算に現れたのであります、陸軍省に於ては、各部隊編成改正其他增員等に要する經費と云ふものが百七十八萬六千九百三十九圓、是が經常部の經費で、陸軍省に於て臨時部經常部を合せますると、一千百六十萬五百三十八圓と云ふものになるのである、海軍の方面に於きまして、水陸設備費の增加に於て、千三百九十九萬九千八百五十八圓を要求して居る、是は四十四年度以降十二年度に至るまでの既定總額七千二十八萬圓の所へ、今回更に千八百三十九萬九千八百某と云ふものを要求して、總額八千八百六十八萬某と云ふものにして、其中から既に支出濟の四千四百萬圓を差引いた殘りを、大正十二年度までの年度割にして其年度割の分が、本年度の分千三百九十九萬圓が、茲に要求されてあるのであります、で交通通行の點に於きましては、鐵道院に於ては御承知の通り、建設改良費の既定の總額が、九億三千三百九十五萬某と云ふことになつて居りますのですが、其中大正七年度以前に支出濟になつた分は、五億二千五百六十二萬某と云ふものになつて居る、其殘額四億八百三十二萬圓程のものが、既定計畫に依れば、將來支出すべき所の繼續費になります所へ、そこへ新に本年度に於て三億三千五百八十二萬八千圓餘を要求した

のであります、即ち大正八年度以降二十年度に至る所の建設改良費は、既定額の殘額及本年度の追加要求額を合せまして、七億四千四百十五萬二千圓許りになるのであります、此總高は本年度より大正二十年度に至るまでの年度割に致してあるのでありますが、其中より本年度即ち大正八年度の分のみを試みに擧げて見ますれば、既定年度割に依りますれば、六千三百三十八萬八千圓と云ふものになります、そこへ年度繰上に依る所の増額三百五十九萬七千圓を加へ、更に今回の新規要求に依る所の追加額五千八百四十二萬七千圓と云ふものを加へますると、本年度の鐵道の建設改良費の總額と云ふものが、一億二千五百四十一萬三千四百二圓と云ふものになるのであります、是は即ち既定年度割六千三百三十八萬圓に比較致しますると、六千二百萬圓の新なる増加であります、そこで此追加要求額三億三千五百八十二萬八千圓と云ふものは、或は是は物價騰貴の關係よりのみ要求したものであらう、斯樣な御疑もあるかも知れませぬが、此中物價騰貴に依る増額と云ふものは、三千五百七十六萬八千九百五十圓だけであるのであります、即ち差引正味三億五萬九千四百三十六圓だけは、新規の計畫に基く所の建設改良費の、新なる要求額であると云ふことを御承知を願ひたいのであります、此外にも司法省の部分に於て、人權擁護の爲めに、地方裁判所の支部の設置、區裁判所出張所の擴張と云ふが如きものに於て、同じく百三十三萬餘圓を要求して居るのであります、是は其各省々々に就て、重なる新規計畫に對する豫算額を摘上げただけに過ぎませぬのでありますが、それだけでも唯今申上げました所のものを總計致しますれば九千六百二萬一千三百四十二圓と云ふ大なる額に上つて居るのであります、本豫算には未だ關係はありませぬが、目下議院に提出中であつて、此後に於て審議に上るべき所の文部省提案の高等諸學校創設及擴張費と云ふもの、此本年度分二百九十八萬六千四百三十圓と云ふものを、之に試に加算して見ますれば、即ち其總額は九千九百萬、約一億萬圓に當るのであります、是は即ち物價騰貴に因る所の増額を全然差引いた所の、正味の新規の計畫に基く所の要求額であると云ふことを御諒承願ひたいのである、で是は本年度に現れたる所の金額のみを申上げたのでありまするが、現内閣の新なる計畫に依つて計上さる、所の繼續費全部を、別に試みに申上げて見ますると是は陸海軍、文部、鐵道院と云ふ、是だけで新規の繼續費が三億三千六百二十三萬六千五百四十二圓と云ふものになるのであります、之に唯今申上げた所の目下議院に提出中の、文部省の追加豫算案、四千四百五十三萬四百二十圓と云ふものを加へますれば、繼續費の總計が三億八千七十六萬六千九百六十二圓と云ふものになるので、是は物價騰貴を差引いた所の、正味の此内閣の計畫に依る繼續費であると云ふことを申上げて置きたいのであります、斯の如く八億九千萬圓の歳出の中に於て、約一億に近い所の新規の計畫を立て、新規の要求をし、繼續費に於ては三億八千萬圓に近き計畫を立てたと云ふことは、之が所謂經綸抱負なるものでなくして何でありませうか（拍手起る）要するに經綸抱負と云ふことは、之を具體化して見れば、斯樣なものが即ち經綸抱負の一端であるのであります（拍手起る）更に歳入の見積に付て、其過大なることを憂ふる聲も、本會及豫算委員會に於て聞えましたが私は左樣な事は一種の杞憂であつて、斷じて左樣な御心配には及ばないと云ふことを申上げたいのであります、各種の收入に於て、確に本年度の見積は増加致して居るに相違ありませぬ、即ち大正七年度の豫算に較べまして、約二億圓程の増加になつて居ります、併しながら其中の主なるものは何かと申しますれば、租稅收入の中に於て、所得稅、酒稅、關稅是等のものが一千萬圓以上の増收と見積られてあるものであります、其他に一千萬圓以上の増收見積のものは、印紙收入並に官業及官有財產收入に於て郵便電信及電話收入及製鐵所益金、是等が一千萬圓以上の收入増加と見積られてあるものであります、而して其見積の基礎に付きましては、豫算總會並に分科に於て委しく質問應答を重ねられましたが故に、私は此處に於て絮說するの必要は見ませぬが、唯々一言申しますれば所得稅の點に於きましては、第一種所得稅は六年度の所得決定額に依り、第三種所得稅は七年度の決定額から、百分の五を引いたものであると云ふことを政府委員は申して居つた、所が此六年度の所得に依ると、第一種所得即ち法人の所得は、是は所得稅全體の收入増加見積額の、どの位の部分を占めて居るものであるかと申すと、總額六千四百五十八萬圓の中、法人所得の見積が三千六百萬圓餘になつて居る即ち總收額の過半になつて居るのであります、此過半になつて居る所の第一種所得稅と云ふものは、六年度の決定額に依つた、六年度と八年度を較べて見ますれば、必ずしも此八年度は六年度よりは、收入が少ないと云ふことは申されますまいと思ふのであります、七年度は我國經濟界の絶頂に達した時ではありますけれども、八年度は少くとも六年度と同樣に視ると云ふことは、強ち不當なことでは私はなからうと思ふ、それから酒稅に於きましては、大正六年度以前五箇年中の最高最低を差引いて、殘り三箇年の平均に依つたと云ふことでありますから、是亦餘り見積方が惡い見積方でないと私は思ふのである關稅に於ては、大正七年の四月より九月に至る、半箇年を標準として算出致してあると云ふから、是は寧ろ増加するとも、決して減收する處は私は無いと思ふのであります、大正七年は屢々議會に於ても繰返されて言はれた如く、我國經濟界の最も絶頂の景氣に達した所でありますが故に、此年は即ち最も輸出が盛んであつて、輸入が少なかつた時である、此輸入の最も少なかつた時の四月より九月に至る收入を標準として見ましたならば、此八年度に於ては、必ず不景氣の結果、輸入は増加して、輸出は減ずると云ふ豫想が恐らく中るであらうと思ふ、輸入が増加すると云ふことは、將來の形勢であると云ふことに付ては、何人も異存の無い所であるとしますれば其の反對の事實であつた、大正七年度を標準とすることは、寧ろ過少に見積つても過大に見積つてないと云ふ其證據であると思はれるのである、それから印紙收入の如きに於ても、大正六年度を標準としてあると云ふことでありますから、是亦非常な高き見積とは申されますまい、郵便電信及電話收入等に於ては、是は大正六年度を基礎として、其以前二年乃至三年平均を取つて算盤を採つたのであると、斯う政府は申して居る、而も此點に付ては今回の豫算に計上してある電信線延長に伴ふ増收と云ふことは見積つてないのであります、電信線が延長しますれば無論收入は増加することは分つて居るが、それさへ此收入の中には見積つてないのであります、斯樣に見ますれば、此收入の見積方の基礎に付きましては相當穩當なる手段を執つて居ると私は見て差支ないと思ふのであります、元來之を淺觀して見ますれば連年剩餘金と云ふものを此數年來歳計豫算に於て生じて居りますが、此剩餘金と云ふものは、元來何が故に出來て居るのでありませうか、固より歳出の不用に屬する分が生ずるとか云ふやうなことが、一の原因ではありますけれども、主たる原因は、歳入が豫算よりも實收が遙に多かつたと云ふ其結果が、即ち歳計剩餘金として現れるのではありませぬか、斯る現象は既に五、六年續いで居りますので、現に先程も申したが如く、大正六年度の分は七千萬圓に近い剩餘金、大正七年度に繰越した六年度の分は三億數千萬圓のものが繰越されて居ると云ふ、斯樣な狀況で連年あつたので、未だ嘗て逆に――其逆に豫算額に較べて實收額が少なかつたと云ふ事は、近き現在に於ては無かつたのであります、然らば獨り大正八年度のみに於て、豫算に較べて實收が少ないであらうと云ふ御心配は、是は御無用であらうと思ふ、歳入の見積は一種の技術に屬するものでありまして此の技術には隨分大藏省の諸君も熟達されて居るやうである、敢て大藏大臣が算盤を採る次第でなし、次官が算盤を採る次第でないのであつて、實は此技術に練達されて居る諸君が算盤を採つて計上して居るのである、其結果は即ち五六年來何時も實收の方が豫算より多いと云ふことになつて居る以上は、獨り八年度のみに於て其逆に減少を來すと云ふことは私共には考へられないのであります、各種の稅目に付ての見積額が決して不當のものでない、寧ろ内輪に見積つてあつても、見積り過ぎは致して居らぬだらうと云ふ想像も出來る、其一例と致して、私は玆に臨時所得稅を擧げて見たいのである、戰時利得稅の豫算は、大正七年度の分が千八百萬圓であつたのである、それが如何なる實績であつたかと申しますれば、大正七年度の上半期のみに於て、即ち一年の半分である所の大正七年度の上半期に於て、八千三百三十九萬一千圓と云ふ收入を示して居るのであります、即ち最初の豫算額の約四倍半に當る所のものを收入して居る、而して八年度の戰時利得稅の政府の豫算は幾何であるかと申せば、九千二百六十二萬五千圓と云ふことになつて居りますが、是は確に見積が過少に失して居る位と私は考へるのである、七年の上半期は八千三百萬圓許りの實收でありました所から推しますれば、七年も下半期は約是と同額と見て敢て差支ないだらうと思ふ、假りに之を同額と見て九千萬圓と見まして、而して大正八年度の上半

期の分を假りに半分と見まして、即ち大正七年度の下半期、大正八年度の上半期、此二つを合せたものが大正八年度の收入になるのでありますから、斯樣に見積りますると、一億三千五百萬圓と云ふ數が出て參ります譯であります、政府の見積は九千二百萬圓に過ぎないのでありますが、吾々が之れを見積りますれば、如何に內輪に見積つても、一億三千萬圓以內ではないのであります、即ち政府の見積は吾々の的確なる豫想よりは、約四千萬圓も少なく見積つてあるのであります、是れ等の例を見ましても、政府は寧ろ過少に見積るも過大に見積つてないと云ふことは、安心が出來得られるであらうと思ひます、（「山本君々々」「默つて居れ」「能く分りました」と呼ふ者あり）更に尙ほ本豫算に對する所の心配の一つとして擧げました所は、歲入の一部分たる所の公債、此公債が果して滿足に募られるであらうかどうであらうか、恐くは募ることが容易に出來まい、假りに之を募るとすれば、其結果は經濟界の壓迫となるであらうと、斯樣な御意見も伺つたのであります、私は之に對しては、既往の實驗に徵し、今日の經濟界の現狀に鑑みまして、左樣の心配は、是亦御無用であると云ふことを申したいのである、本年度の計畫に係る所の公債募集は、臨時軍事費に於きましては一億五千六百四十萬と云ふものが一口、五千萬圓と云ふものが一口、電話公債に於て二千三百十萬圓、朝鮮、臺灣、樺太の事業公債に於て四千三百七十萬八千六百某と云ふもの、鐵道院建設公債に於て四千萬圓、是等を合しますと、約二億九千萬圓許りになるのであります、で此外に臨時國庫證券と云ふもの三億圓と云ふものを豫定して居る、で此各種の二億九千萬圓許りの中で、臨時軍事費特別會計に屬する分は、唯今申上げた通りに約二億圓になるのでありまするが、是は臨時軍事の發展の仕方次第で、必ずしも此全額を要せないかも知れない、又假りに之を要するに致しても、而して其際に於て公債募集が困難と致しても、他に幾らも之を切拔けるの途はあるのであります、例へば大正七年度の剩餘金が大凡幾許あるかと豫算をして見まするど、今日の現計に基いて考へますれば、約二億に近いものが餘るであらうと云ふことは、公知の事實であります即ち假りに公債募集幾分困難なりとするも、剩餘金に依る途も亦決して無いのでありませぬ、故に豫算實行難に陥る、若くは豫算執行に行詰ると云ふ憂のないことは、私が當局に代つて茲に明言することが出來るであらうと思ふ、そこで假りに——併ながら此全部を皆な公債に依るものとして、此二億九千萬圓の公債、是が果して募り得られないであらうか如何であらうかと云ふ事は、既往の實績に徵して見するのが一番宜しいと思ふ、最近の年度に於きましては、大正六年七年を試みに擧げて見ませう、大正七年には四千八百二十三萬五千九百圓と云ふものを募つて居りまするが、是れは比較的に少ないのである何故少ないかと申せば、此年に於て既に冐頭に於て申上げたが如く、多額の剩餘金を有して居りましたが故に、財源の公債に實際の上で求めた金額は、是だけに過ぎないのであります、だが大正六年はどうでありませう、大正六年に於ては八千九百七十六萬四千圓と云ふものを公債に依つて募つて居ります、所が是は我帝國の公債だけの金額でありまして、此外に大正六年度に於ては英、佛、露等の外國債の募集に應じて居る所の金額が、又非常に多額に上つて居るのでありまして、其金額が四億九千三百九十餘萬圓に上つて居るのである、即ち大正六年度に日本の市場に於て募集された所の對外公債を通計致しますれば、五億八千三百萬と云ふ數に上つて居るのであります、大正六年度に於てすら、約六億に近い所の公債を日本の市場は負擔して、毫も苦痛を感ずる所が無かつたと致しますれば、大正八年度に於て、其半分に當る所の二億九千萬圓の公債の募集すら出來ないと云ふことは、私共の常識には考へられないのであります、然らば殘り三億圓の國庫證券が、まだ殘つて居るのではないかと云ふ御意見もあるかも知れませぬが、是は申すまでもなく金融の調節、爲替資金の疏通と云ふ目的の爲めに、必要あれば募ると云ふことになつて居りますので、必要無くんば募る必要はないのである、而して其必要の生ずる場合は如何なる場合であるかと云へば、其時は即ち輸出超過致して、通貨が膨脹して、資金が市場に橫溢する時であるのであります、其時に於て初めて此三億圓と云ふものを募るのでありますから、是は募るの募られないのと云ふことは、問題にならないのであります、而已ならず今回の法律改正に依りまして、此臨時國庫證券の目的の中に、新たに聯合國の援助と云ふことを加へましたのでありますが、聞く所に依れば是は英貨公債七千萬圓許りのものが、償還期か明年度內に迫ることがあつた場合に、若し英國に於て其償還をしないときには、政府が代つて此公債を買上げてやると云ふ、さう云ふ意味も含んで居ると云ふことでありますから、それならば尙更の事、是は純然たる借換である、一方に於て公債を募ると同時に、一方に於て公債を償還するのでありますから、是は少しも經濟界に壓迫を加ふる理由は存して居らぬのであります（「もう好い加減にして助けて吳れ給へ」と呼ふ者あり）まあ靜に聽き給へ——元來此豫算に向つて批評を加へられたる所の諸君の御意見、即ち現內閣の抱負經綸とも見るべきものが、此豫算の中に現はれて居ない、何故に抱負經綸をもつと積極的に此豫算計畫の中に現さなかつたかと云ふ御批評と、もう一つは歲入の見積が過大ではないか、歲入はそれだけ豫算した程は、實收することが出來まいではないかと云ふ此御意見、此二つの御意見を、同一の論者より聽くに至つては、私は少しく奇異の思を爲さゞるを得ないのであります、元來一方に於ては、何故もつと仕事をしないかと言ひながら、一方に於ては現在の仕事に對する歲入の豫算すらも、それだけすらも取れないかと云ふ此御議論は正に矛盾撞著でないかと思ひます、若しも茲に諸君の御要求通り、積極的の大經綸をしたならば、唯だでさへ其御意見に從へば不足であると云ふ歲入は、如何にして此大計畫大經綸の財源を提供することが出來ませうか、故に此御議論も詮じ詰めれば、孰れかの御議論の二つの點の孰れかの一方は、御撤回にならなければならぬことに歸著しはしないかと私は信ずるのであります、強て之を此矛盾の活路を求めんとしますれば、增稅と云ふことに行くより他ないのであります、積極的の大經綸大抱負を行ふべし、而して歲入は現在の歲入では不足なり、斯樣に論理を詰めて參りますれば、增稅と云ふことに歸著するより他ないのであります、併ながら此御意見として未だ增稅をしろと云ふことまで承りませぬが、議論の歸著點は左樣にならなければならぬやうに私は考へる、增稅固より萬已むを得ない場合に於て致方がない、有ゆる方法手段を盡しても、今日の國家の進運に應ずる施設に付て、今日の財源が不足なりとすれば、勢ひ增稅に之を仰がなければならぬ場合も起つて來るかも知れぬのであります、併ながら苟も國民の負擔を增大する所の增稅計畫の如きは、愼重に攻究調査を重ねたる上、一般國民の意嚮民情を斟酌して、十分の取調をした上に、始めて其計畫を立つべきであります、是が此豫算案の提出せらるゝまで抑々どれだけの時日がありましたかと申しますれば僅に御承知の通り十一、十二の二箇月しか無いのではありませぬか、此二箇月の間に、斯樣な增稅計畫の事が果して出來べきものであるか否やと云ふことは、私が申すまでもなく、既に御判斷の出來る事であらうかと思ふのである、若しも又此短時日の間に斯樣な大計畫を粗忽にも爲す所の內閣が在つたとしたならば、吾々國民は鼓を鳴して其輕率を攻めなければならぬのであります、要するに本豫算は、大體に於て短時日の間に立てられたる計畫と致しては、相當に內容の充實したるもの相當に現內閣の經濟抱負の一端を發露したるものと、私は之を評することが出來やうと思ふのであります、而して國家の豫算は、國務の緩急と財政の狀態を見較べて、其間に按排調節の宜しきを制すると云ふことでなければならぬのであります、無爲無策は政治家の最も恥づべき所でありますが、併ながら又徒らに經綸抱負を誇つて、杜撰粗漏なる計畫を立てて、一時の盛名を僥倖せんとするが如きは、國民の付託に負くの甚だ大なるものとして、避けなければならぬものであります現內閣は能く此間の意を體して、濫りに施設の壯快を衒はざると同時に、短時日の間に於て爲し得る限りの範圍內に於て、國運の發展上急施を要するものに對して、相當の計畫を立てたと云ふことは、唯今申上げた事で御分りになつて居るだらうと思ひまするが、私は大に之を多としなければならぬのであります、然も國民の現內閣に期待する所のものは、極めて大なるものがあるのであります、內閣諸公又それ故に是よりして著々各般の政務に涉つて、時代の要求に應ずべく適切なる計畫を立てて、國民の期待に副ふことあるべきは、私の信じて疑はざる所であります、此意味に於て私は豫算案全部に對し贊成の意を表すると同時に、諸君も亦豫算總會に於けると同一に、全會一致を以て委員長報告通り可決あらんことを希望するのであります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　武富時敏君。

〔武富時敏君登壇〕

（拍手起る）

○武富時敏君　吾々は此大正八年度の豫算に付て、先日來豫算委員會に於ける、委員と政府との質問應答を重ねたる末、能く政府の意の在る所を明に致しまして、反覆丁寧に此豫算を審査致しましたる所、此本年度の豫算には、極めて大なる缺陷が存することを發見するのであります、殆ど此缺陷に對し、吾吾は手の著けやうなきに苦しむ、其大なる缺陷と謂ふべきものは何であるかと云へば、第一は財政の基礎極めて薄弱なること、第二には時勢の要求に應ずる施設としては、一として見るべきものなし（「のう〱」の聲起る）此二つであるのであります（「君の時はどうだ」と呼ふ者あり）何をか財政の基礎が薄弱であるかと云ふならば、今山本君が豫め吾々の意見を駁撃する積りでもありましたか述べられた通りに、即ち今年度の豫算の歳入に見積つてある租稅及官業益金の見積は、其見積の過大なること、それと公債の募集の巨額なること、此二つに在る、御覽の通りに此八年度の豫算と云ふものは、一億萬と云ふ租稅其他官業益金の自然の增收、之に加ふるに二億六七千萬圓の公債募集、此二つのものに依つて、歳出入の目安を合せてあるので、此二つのものが確實でなければ、八年の歳入の均衡と云ふものは、忽ち破壞されてしまう、遂に歳入不足となつて、歳出豫算を實行することが出來ないと云ふことに陷る、併し吾々は、先刻山本君も述べられたやうでありましたが、從來政府の當局が歳入の見積を爲すには、何時でも寡少に失して居る、隨つてそれで此寡少に失することは、年來吾々は非難する所でありまして之を矯正することにも、微力の及ぶ限り努めた積りでありますが、併ながら本年の如く、所謂經濟界變轉の時期に方つて歳入の豫算を見積るには、大事を取つた上にも大事を取つて其見積を爲さなければ大なる間隔を生ずることは分り切つた話である、然るに此豫算に揭げてある所の歳入は如何である、吾吾は何時も政府の歳入見積が寡少なりとして非難したる、其吾々さへも今年度の豫算の見積の過大なるに一驚を喫せざるを得ない（拍手起る）何故なれば前年度の豫算は、既に二億圓と云ふ自然增收を見積つてある、二億圓、勿論前年度の實收と云ふものは――七年度の實收と云ふものは、其豫算に比して餘程大なる超過が生じつつあると云ふことは分り切つて居る、それは七年度の現計の示す所でも明でありますが、併ながら大正七年度は、經濟界の好景氣の絶頂に達した年である、此好景氣の絶頂に達した七年度の實收見込額と餘り大差のない金額を、此八年度の歳入豫算として計上すると云ふに至つては、何としても是は驚かざるを得ない（拍手起り「小膽だ」と呼ふ者あり）而も其金額が前々年度大正六年度の現計に比して見まするると、凡そ八千萬圓增加して居る、八千萬圓の增加である、八千萬圓と云ふと即ち凡そ一割、單に租稅のみに付て言へば一割五分の增加である、六年度の現計よりも八年度の豫算が、一割以上の增加があると云ふことは、畢竟何の根據で此豫算が出來たものであらうか、何としても是は過大と云はなければならぬ、山本君は頻りに其過大ならざる所以を述べられましたが、吾々は何としても安心が出來ない、玆に二三の實例に就て此見積の過大なることを立證して見ますれば、山本君も引用せられた所の所得稅、所得稅第一種の課稅額は、六年度の決定額其儘を計上して居る、それから所得稅第三種の課稅額と云ふものは、七年度の決定額から僅に百分の三を減じて計上してある、七年度の決定額と云へば、昨年の六七月頃に決定した所得額である好景氣の絶頂に達して居る昨年の六七月に決定した決定額である、それ故に此決定額に依つて徵收するに際しては、七年度の第三種の所得稅さへも、既に都會と云はず、地方と云はず、殆ど滯納處分を受けたる者が續々として出て居るのである、既に此經濟界の樣子が、餘程昨年の六七月から昨年の九十月以後が今日と變つて居ることは、それでも證明される即ち此決定額の僅に百分の三を減じて、此六七月頃の所謂所得稅調査委員會に於て所得を決定しやうとするのは何たる謂はれなき事であらうか、此豫算通りに所得稅を取つて上らうとなれば、七年度の決定額其通りに此八年度にも所得があるものと、所得者に無理押付けをしなければならぬ（拍手起る）無理押付をするのは所謂苛斂誅求である、苛斂誅求を爲さざる以上は、此所得稅が豫算の通り取れる氣遣はない（「淺薄」と呼ふ者あり）次には織物消費稅、織物消費稅の收入と云ふものは、最近一箇年の課稅額其儘を揭げてある、最近一箇年と云へば物價騰貴の絶頂である、物價騰貴の絶頂である其最近一箇年間の課稅額を其儘揭げてある、是が過大でないと云はれるか、（拍手起る）まだある、（「心配ありませぬ」と呼ふ者あり）官業益金中の製鐵所の益金、是が鐵の一噸當り平均額三百三十八圓、斯樣な平均價額を以て、此官業益金と云ふものが積算されて居る、製鐵所の鐵の製造高が四十七萬何千噸、之に三百三十八圓の一噸當りの價格を乘ずれば、即ち一億六千何百萬圓の歳入、之に對する製鐵所の歳出が一億三千何百萬圓でありますから、即ち製鐵所益金三千五百萬圓が出て來るのでありますが、此三百三十八圓と云ふ鐵の平均價格と云ふものは、今日の鐵の相場を知る者には、殆ど物笑の種であらうと信ずる（拍手起る）實際とは餘程懸離れた高い價格であると云ふことは云ふまでもない、是は唯々二三の實例でありまして、之を一々擧げて玆に論じた日には維れ日も足らずで、迚も論じ盡されませぬ、此二三の實例に依つて、山本君が言はれた此歳入豫算の確かなることを打消すに足ると思ふ、畢竟斯樣なる見積を爲したるは、實は見積つた者の大膽ではない、察するに是は昨年の七八月頃に調査したものも其儘、まだ世界の平和を豫期して居ない、本年も昨年と經濟界に大なる變化はなからうと思つて調査した、其物それを其儘今年度の豫算に十分に訂正を加ふる遑なくして、又十分に訂正を加ふれば、歳出と目安が合はなくなると云ふことを恐れて、無理に斯の如く過大な豫算を見積つたものであらうと思ふ（拍手起る）所が昨年末に休戰條約は締結せられて、既に經濟社會には一變動を起して來て居る、內地の景氣も餘程變つて參りましたし、殊に外國貿易の上に於ても輸入は追々に增加して來る、輸出は追々に減少するの傾を示して來た、それが爲めに內地の事業は頓挫をするものも尠くありませぬ、又新會社の解散をするものも追々に殖えて來るやうな形勢を示して來たのである、然るに政府獨り――經濟界の狀態斯の如き有樣になつて來たのに、其時に際して政府が獨り昨年同樣に、好景氣の絶頂であつた所の前年同樣の歳入を得やうと云ふことは、固より思ひも寄らぬ事である（拍手起る）然るに此事に對して屢々政府と質問應答を重ねましても、政府は此點に向つて何等滿足なる答辯を與へたことは無い、唯々過當でない適當であると認むる、先づ此位の歳入が有るであらうと思ふと云ふ位な事に過ぎないのでありまするから、唯今吾々が申しました通りの事情で、若も此豫算通りの歳入を得やうとなれば、所謂苛斂誅求の手段に依るの外は無いのである、然らざれば此歳入の豫算に近き所の實收を得ると云ふことは出來ませぬ、決して出來ないと吾々は信ずるのであります、（拍手起る「のう〱」「ひや〱」と呼ふ者あり）是が吾々が財政の基礎確實でない、極めて薄弱であると言ふ理由の一つ、次は公債募集の多額なる事でありまするが、是は山本君に依つて既に委しく此金額等は述べられて居りまするから、私は重ねて爰に述ぶるの必要は無いと思ふ、本年度の豫算に表れて居る所の公債募集額は、事業公債と臨時事件の公債と合せて、合計幾ど三億に近い、其三億に近い公債に加ふるに、臨時國庫債券の發行額が又三億圓でありますから、此三億を加へれば即ち六億圓、尤も此國庫債券と云ふものは山本君の言はれたる通りに、聯合與國の財政援助の爲めにするものは別として、主として是は爲替資金の調達に在るのでありますから、國際貿易の狀況が變りますれば――國際貸借の關係が變りますれば、此國庫債券と云ふものは發行の必要がありませぬ、是も山本君の仰を俟たなくても分り切つた事であります、且又之を發行すると致しましても、當局の處置其宜しきを得ますれば、是は金融調節の上にも尠からざる効能の有るものと吾吾は信ずるのであります、此點に於ては山本君の說と吾々も御同感であります、此臨時國庫債券の發行に對して、吾々は何も異議を挾む者ではない、唯唯此臨時國庫債券以外、即ち約三億に近い事業公債と、臨時事件の公債と云ふものとに至つては、此國庫債券とは全く其性質を異にして居るのでありまして、是は豫算を遂行するに於ては是非とも募集せざるを得ない、はつきりとは聽取れませぬでしたが、山本君は七年度には二億に近い剩餘金を生ずる見込であるから、若し公債の募集が意の如く爲らざれば此剩餘金に依るの途も在るかと云ふやうなことを言はれたが、吾々には其意を了解することが出來ませぬ、七年度の歳計剩餘金は九年度の豫算を編成するに當つて、此九年度の財源として當局者は取つて置きにしなければならぬ是は性質のものである（拍手起る）而も前年度の剩餘金を如何にして此八年度に於て使用することか出來るのであらうか、是は行政の權能として出來得べき事ではありませぬ、然るに是に財源を取ると云はれたのは、何の意か吾々之を

了解するに苦む、又了解するにも及ばない（拍手起り「ひや〳〵」と呼ふ者あり）果して公債募集が不可能であつて、剩餘金に依らなければならないと云ふこととなつたならば、則ち政府も此豫算と云ふものは實行が出來ないと云ふことになるのではないか（拍手起る）何人が此責に任ずるか、公債募集が出來ないと云ふのは、即ち此豫算の實行が出來ないと云ふ是が實績である（拍手起る「出來る出來る」と呼ふ者あり）兎に角三億に近い事業公債、臨時事件公債と云ふものを募らなければならぬと云ふことは此豫算の上に於て明瞭でありまするが……

〔此時私語する者多し〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○武富時敏君　所が本年度の經濟界は、此三億に近い公債に應募する餘力が果して有るか否かと云ふことが問題、何も吾々が三億や四億の公債が此の日本の今日の富の狀況に於いて募集が出來ない――絕對に出來ないとは言ひませぬ、出來ます――出來ます（「其の通り」「出來る出來る」と呼ふ者あり）三億でも五億でも强て募れば、公債募集は出來ないことはない、併ながら三億でも四億でも公債を募集して政府がそれを取つて使へば、一方に丁度それだけ産業に放下される資金が減少することを覺悟しなければならぬ（拍手起る「日本の經濟界を侮辱するな」と呼ふ者あり）銀行としては（「議長々々」と呼ふ者あり）銀行としては（「經濟を論ずる資格無し」と呼ふ者あり）産業の資金に放下するも、又は國債に應募するも、其利子の如何に因つて別に撰ぶ所はありませぬ（「憲政會の愚論なり」「默れ」と呼ふ者あり）其故に銀行の預金を擧つて政府の公債に應募すると云ふことも、銀行者は避けざる所である唯々銀行者の利害のみに就て言へば、公債に應募するも、事業資金に放下するも、何の撰ぶ所が無い、唯々利子を得ればそれで銀行の業務は立つて行くのでありますから、其間に撰ぶ所はありませぬ、それ故に三億や五億の公債を政府が募らうとなれば、何もそれは募集が出來ないと云ふことは、吾々は斷じて言はない、出來るのである（「出來れば宜いぢやないか」「議長々々」と呼ふ者あり）出來るのであるが、それを（「又始めるか」「默れ」「そんな事を心配するな」「燒きが回つたな」と呼ふ者あり）それを强て出さうと云へば、一方に産業の資金を奪ふと云ふことになる（拍手起る「武富君は心配病に罹つて居る」と呼ふ者あり）此經濟界は既に反動期に入つて居ると云ふことは論を俟たぬ事でありますが（「德島縣の新米默れ」と呼ふ者あり）此金融界事業界は既に人心恟々たる有樣になつて居ります、到底政府が公債募集を强ひてして、産業の資金を奪ふことになつたならば、經濟界の慘狀は果して如何であらうかと云ふのが、吾々の憂ふる所であるのでありまして（「靜肅にせよ」「愼め」と呼ふ者あり）殊に從來公債を募集するには、いつも銀行預金の振替に止まつて居るのであります、全國に散布して居る所の通貨を吸收すると云ふやうな手段を執つた事がありませぬ、いつも銀行の帳合勘定で公債募集が行はれて居る、それ故に是まで度々公債募集が行はれても而も其公債募集が通貨縮小と云ふ意味を以て公債募集を行つても、其目的を達する事は出來ない其効果が甚だ少ない、それ故に果して公債募集を必要已むを得ずとせば其募集は成るべく一般に普及するやうな方法を立てなければならぬ、即ち郵便貯金の利子引上げるとか、或は小額の貯蓄債券を發行すると云ふやうな方法を執らなければならぬ、此方法を執つて全國に散在する所の零碎の資金を集めたならば、恰も目今の經濟事情に適當して通貨收縮物價調節と云ふものの其一助ともなると云ふ事は、是は無論の事である、然るに政府に問へば其等の計畫は更に無しと云ふ、郵便貯金の利子を引上けて零碎の資金を吸收する、小額貯蓄債券を發行して零碎の資金を吸收する如き計畫は更に無い、斯樣な答であるそれかと思へば、一方には勤儉貯蓄を奬勵すると云ふ、內務省か何處からか訓令が出た趣である、成程勤儉貯蓄も宜しい、併ながら政府から勤儉貯蓄の一片の訓令が出たからと云つて、それが何の効能があるであらうか、又內務省とか農商務省の役人達が地方を巡廻して、勤儉貯蓄の講釋をして廻るのであるが、それも宜し、春の日永の慰みとしてはそれも宜い（「團十郞」と呼ふ者あり笑聲起る）併ながら貯蓄を奬勵する積りならば、貯蓄を奬勵するやうに、全國に散布して居る小資金を吸收するの法を立てゝこそ、初めて貯蓄奬勵と云ふものである（拍手起る）唯々訓令を出したり講釋をしたと云うて、勤儉貯蓄が行はれるものではない、成程國家の存亡を賭して、外敵と戰つて居ると云ふやうな時であつたならば、愛國心から貯蓄を奬勵すると云ふ事もありませうが、今日の世の中ではさう云ふ事は出來ない、一片の訓令や役人の講釋では、勤儉貯蓄も何も出來るものではない、其勤儉貯蓄を奬勵する積りならば、貯蓄をすれば是だけの利益があると云ふ利益を示して、此貯蓄を奬勵するより外に途がない（「何程に上げろと云ふのだ」と呼ふ者あり）然るに大藏大臣は唯々金を借りさへすれば、其職責が濟むとでも心得て居られるのであらうか、長期の公債で應募者がなければ、短期の公債でも借りて見せると威張られる、併し短期と申しても、短期で償還するのではない、何れ借替へ〳〵で續けて行くのでありませうがさすれば即ち經濟界に及ぼす所の影響と云ふものは長期短期と何の擇ぶ所はない、經濟界を壓迫するは皆な同じである、唯々短期にすれば、其借替の度每に金融界を騷がすだけで、却て害が多いと謂はなければならぬ（「默つて聽かぬか」「行儀の惡い奴だ」と呼ふものあり）産業の奬勵（「阿波の十郞兵衞默れ」と呼ふ者あり）――産業の奬勵を四大政綱とやらの一として居ると云ふ現內閣の大藏大臣として斯樣な産業の發達を阻碍するやうな公債募集の計畫を立てられると云ふのは（議場騷然）

○議長（大岡育造君）　原田君に御注意申します。

○武富時敏君　民間の産業資金を捲上げて、産業の發展を阻碍する如き計畫は、産業の奬勵を四大政綱とやらの一として居る現內閣の大臣として爲べき事でないと私は信ずる、併ながら此計畫を實行せざれば、何としても本年度の豫算は實行が出來ないと云ふことになれば、大藏大臣は如何にせられるのであらうか、産業奬勵と云ふ現內閣の看板に對して相濟まぬが、併ながら何としても此公債を募集しなければならぬから、金融界を如何に壓迫しても公債を募集せんとせらるゝであらうか、さう云ふ事は吾々は內閣の看板に對しても大藏大臣は爲すべき事でないと信ずる（拍手起る）併ながらそれが出來なければ豫算は不實行となるのでありますから、大藏大臣は進退谷まるより仕方がない、是が即ち財政の基礎薄弱なりと云ふ理由の二つであります――どうぞ批評は後で十分に御受けを致しますから、私が言ふだけの事は言ひ盡させて下さるように願ひます、後とで御批評は十分に甘受致します（「謹聽」と呼ふ者あり）財政の基礎が極めて薄弱なりと云ふことは、唯々八年度の豫算だけではございませぬ、政府が提出して豫算委員に配付を致しました大正九年度以降の財政計畫書と云ふものがございます、諸君は御覽になりましたか、豫算委員だけに此表が配つて居るのであります、此大正九年度以降の財政計畫表に依つて見ましても、財政の計畫と云ふものが立つて居ないと云ふことが明白である（拍手起る）第一には九年度以降の經常歲入は、八年度の豫算に比して僅に千六百萬圓を減じてあるに過ぎない、八億からの大きな高に對して千六百萬圓の減少と云ふのは、即ち僅に百分の二――百分の二の減少に過ぎない、勿論經濟界の趨勢は今後如何に成行くか、何人も之を豫測すると云ふことは出來ますまい、吾々不敏無論出來ませぬ、併ながら此反動の趨勢と云ふものは、大正八年よりも來年の大正九年に其甚しきを極めはしないかと云ふことは、誰も豫想する所であります（拍手起る）然るに大正九年度の歲入が大正八年度の歲入と殆ど差がないと云ふ見積を立てると云ふことは、是は何人に見せても過大と言はない者はあるまいと思ふ（拍手起る）然るに一方の歲出はどうであるか、九年度以降の歲出の見積はどうであるかと云ふと、一方の歲出にあつては現在の繼續費の年度割其の儘そつくりを計上してある、現在だけの繼續費の年度割其儘を計上してあつて、是が大正十年度以降には非常に遞減してある、斯の如く一方に歲入は努めて過大に見積り、歲出は努めて過少に之を見積つてある、過日大藏大臣は此九年度以降の財政計畫に於ては、九年度以降は凡そ歲入歲出差引歲入超過が一億圓に達する――一億圓に達するから、今後の財政計畫は綽々たるものであると言はれたやうでありまするが、併ながらそれは一方の臨時事件費と云ふものが一億七千萬圓からあるのを（大正九年度にはそれが一圓もない、無論是は臨時事件費でございますから其名義は無くなるに違ひない、名義は大正九年度には無くなるには違ひないが、其實際の費目と云ふものは、是は普通經費の方に移つて來るものが澤山ある――澤山あるにも拘らず、それを一つも見込まずに是は全く無くなるものとして歲入と差引をするのであるから、一億圓の過剩をすることになるのでありまするけれども、是は元來見積るべきものを見積らずして、差引をするのでありまするから、殆ど財政計畫など〻云ふことは――計畫など〻

云ふ文字を加ふべきものではないと吾々は思ふ（拍手起る）丸つ切り參考にも何にも是はなるべきものではない、而も大藏大臣は何と言はれたか、八年度豫算の編成は、經濟界の變轉の時機に際したから、多大の經費を要する歳出は見合せて、之を次年度に譲つた、斯う云ふことを言はれて居る、而もそれは大藏大臣一人の口から出たのではなくして、原總理大臣も屢々是と同じ意味の事を繰返されて居りますさすれば九年度以降には多大の歳出增加を見込んで居られると云ふことは、是で分つて居る、又見込まざるを得ない、年々歳々政府の仕事と云ふものは殖えて來るのでありますから、何としても新たな經費の要求と云ふものは、毎年續々として起つて來らざるを得ない、然るに財政計畫表の示す所は如何であるか、更に此新規の要求に應ずる所の餘裕と云ふものは無いではありませぬか（拍手起る）さすれば九年度豫算の編成期に至つては、忽ち多大の歳入不足を生じて、政府其處理に行詰ることは、殆ど疑を容るゝの餘地はないと吾々は信ずる（拍手起る）要するに八年度の豫算は吾々の見る所では、唯一時を糊塗彌縫して數字の目安を合したに過ぎないものゝやうに思ふ、其實行に至つては殆ど困難である、況や九年度以降の財政計畫に至つては、恐くは當局者と雖も如何に之を處理し行くべきや、今日の所殆ど想像も著いて居るまいと思ふ、畢意斯の如き豫算を提出するの已むを得ざるに至つた事情は、先刻山本君の言はれた所、洵に其肯綮に當つて居ると私は思ふ此に至つて山本君の說に曰く、私が言はんと欲する所を言はれた、それは何と言はれたか、毎年豫算の編成に方つては前年度剩餘金と云ふものがあつて、一つの大なる財源となるのであるから、樂に豫算の編成が出來るのであるが、大正八年度の豫算を編成するに方つては、前內閣が剩餘金を使ひ盡して、此八年度の財源に充つべき剩餘金を前內閣が無くしてしまつたから、甚だ困難であつたと言はれた、成程御尤――御尤でございます（笑聲起る）吾々も此點に於ては現內閣に向つては恕すべき點が大にあると平生信じて居る、寺內內閣の二年間の財政と云ふものに、實に流浪杜撰（「大隈內閣はどうだ」と呼ふ者あり）政府の歳入は經濟界の好景氣に伴れて段々豐富になつて來る、隨て剩餘金が段々殖える、政府の懐合が段々裕かになる、其圖に乘つて濫りに歳出を膨脹させたものである、甚しきに至つては西伯利に大軍を送る、其經費さへ責任支出をやつたではないか（拍手起る）剩餘金のあるに乘じて――此帝國議會を開いて國民の輿論を統一して始めて出兵の擧に出づべきに、然らずして彼の大軍を送るのさへも責任支出をして剩餘金を使ひ盡した（拍手起る）此弊害を現內閣が受けられて、斯樣な其結果として斯の如き豫算を提出さるゝの已むなき事情と云ふことは、吾々深く是は諒とするのであります（拍手起る）併ながら既に此豫算を提出された以上には、其責任を免るゝことが出來ない、前內閣が濫りに歳出を膨脹さした其結果、假に其歳出を緊縮すると云ふことも出來ず、外に切迫した時日の間に執るべき手段が無くして、歳入を過大に見積り、公債募集と相待つて歳計の目安を合せなければならぬと云ふ窮境に陷られたと云ふことは、吾々同情に堪へない、同情に堪へないが、併ながら此豫算を提出せられた以上は、其責任を免るゝことは無論出來ないのであります、それで此豫算を此豫算面の通りに實行しやうとなれば、一方には苛斂誅求、一方には金融壓迫、此二大惡政を行はなければ、此豫算を實行する事が出來ない（拍手起る）併ながら偵逆に政黨內閣として國民の基礎に立脚して居ると稱せらるゝ現內閣が、此苛斂誅求、金融壓迫の此二大惡政を斷行せられやうとは吾々は信ずることが出來ない（拍手起る）それは吾々も信じない、併ながらそれを信ずることが出來なければ、歳入豫算と云ふものは實際の收入と違ふと云ふものが出來て來て、實收は豫算に達しないと云ふことが出來るに相違ない、即ち豫算の實行が出來ないと云ふことが起るので、此に至つては一方の租稅其他の歳入不足に對しては、或は年度半ばにして歳出の豫算を節約しなければならぬと云ふ窮境に陷るやも知れない、又一方の公債支辨事業に對しては、例の事業繰延と云ふことに逃込むより外、仕方があるまいと思ふ（拍手起る）此の事業繰延と云ふことが一番是は目近い逃道であります、先づ目近い逃道は此事業繰延であらうと思ひますが、本年度の豫算中にも新舊繼續費の總額は凡そ四億六千萬圓、其中の海軍の製艦費、水陸設備費等の如き、一日も緩うすべからざるものを除いて、尙ほ凡そ三億あるのでありますから、此中から多少の繰延をしただけでも、隨分大きな歳出の節約が出來るのでありますから、先づ此窮策を利用して、此一年度を送るの外はあるまいと吾々は想像するのでありまするがそれでも矢張政府は此豫算の實行が不可能に終つたと云ふ、其責任を免るゝことが出來ない（拍手起る）先づ本年度の豫算に付いて、大なる缺陷として吾々が論ずる所の財政の基礎薄弱なることは、先づ今申した所で略々其大要を悉したと思ひまするが、今一つの大なる缺陷として吾々が非難する所のものは時運の要求する施設が無い――時運の要求に應ずる施設が無いと云ふことです、之を茲に明かにして置きたいと思ふのでありまするが、それは一口に申して見れば、本年度の豫算の歳出と云ふものは、普通經費と臨時事件の豫備費を合せて凡そ十一億、特別會計は無論別、是が前年度の豫算と比較して如何であるかと云ふと、約二億の增加である、併し先刻豫算委員長も報告せられた通りに、普通經費の中には物價騰貴に基く增加と云ふものが九千何百萬圓入つて居る、臨時事件豫備費の中には物價騰貴に基く增加と云ふものが一億二千何百萬圓入つて居る、斯樣な報告は諸君の御聽の通りであります、即ち本年度の歳出普通經費と臨時事件豫備費とを合せて、十一億に達して居つて、それが前年度の豫算に比較すると二億の增加であるが、普通經費臨時事件豫備費と此二つのものゝ中、物價騰貴に基く增加と云ふものが二億一千二百萬圓であるのである、それ故に前年度の豫算と比較して幾ら增加して居つても、物價騰貴に基くものゝ外は、實は本年度の豫算には何物も無いと云ふことが言ひ得るのであります（拍手起る）是で以ても如何に豫算の內容が空疎であるかと云ふ事が察せらるゝであらうと思ふのであります、先刻山本君が現內閣の抱負經綸として、澤山な箇條を御述べになりました、それは此豫算の要求書に新規要求額と云ふものが澤山列べてあるのでありまして、是は今年始つた事ではない、年々歳々澤山の要求が新たになるのであります、而も山本君が述べられた其多くのものは、前內閣即ち寺內內閣の時に、新規要求として提出して居つたものが十の八九に居ると思ふ（拍手起り「のう〳〵」と呼ふ者あり）是は政府が苟も在る以上には、年々歳々新しい費目が起ると云ふことは當り前のことである、何も原內閣の特色として見るべきものでないのである（「教育は如何」と呼ふ者あり）教育は後で申します、何も特色ではない、それは既定の豫算は段々に要らなくなるものもあり、其代りに新しい豫算が年々生じて來ると云ふことは、年々歳々あり得るので何時もある、其何時もあるものを流石にそれが現內閣の效能かの如くに數へ立てられたのは、是は些と山本君に似合はしからざる餘り手前味噌でないかと怪むのであります（拍手起る）そこで現內閣の抱負と云ふことに付て一言して見たいと思ふのでありますが、現內閣は四大政綱と云ふやうな事を標榜されると云ふ趣であります、併ながら此四大政綱と云ふ國防の充實、或は教育の振興　産業の獎勵、交通機關の發展と云ふ如き事は是は何人が政府に立つても必ずしなければならぬ事である（拍手起る）謂はゞ政府當然の職務である（「大隈內閣は少しもやらぬ」と呼ふ者あり）まあ靜かに御聽き下さい、何も大隈內閣を今更御引合に御出しになるに及ぶまい、大隈內閣が何もしなかつたと言うて、原內閣が何もせずに濟むと云ふ理窟はないのである、而も大隈內閣はそれ相當にやつたのである（「何をやつた」「選擧の干涉か」「無禮なことを言ふな」と呼ふ者あり）必ずしも前の內閣がしないからと言つて、原內閣がせずに濟むと云ふ道理はないのである（「議員を侮辱するな」「嘘を言ふな」其他發言する者多し）

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○武富時敏君　そこで此四大政綱と云ふものは、內閣の如何に依つて異なるべきものではないのでありまして、誰も國防の充實に反對する者もなければ、教育の振興に反對する者もないのである、政府當然の職務である、そこで是は內閣の標榜としては甚だ相應しからざるものと思ふのであります、けれども併しそれはそれで佳しとして、此四大政綱なるものが如何に本年度の豫算に現はれて居るか（「歷然として現はれて居る」「吃驚する程現はれて居るではないか」と呼ふ者あり）第一は國防の充實の範圍に屬して居る海軍の既定艦隊の完成に必要缺くべからざる經費さへ、本年度の豫算に現はれて居りませぬ既定計畫の艦隊を完成するには、水陸設備と云ふことが必要であつて、此水陸設備が完全でなければ、所謂工業能力の上に於て、艦隊の建造は出來ないと云ふことは、海軍當局が屢々說明する所である、而して其水陸設備と云ふものは、其の全計畫を豫算に計上すれば、どの位の金額を要するかと言へば、

約八千萬圓を要すると云ふことは、是れも海軍當局が屡々說明する所である、然るに本年度の豫算にに此の經費は現はれて居ない、先程此の山本君の言はれた千三百萬圓とか千七百萬圓とか云ふことは、是は水陸設備費の一部分であつて、全計畫ではない八千萬圓の一部分を本年度の豫算には千切れ端切れに千三百萬圓計上したと云ふに過ぎないのである、そこで九年度以降の財政の都合に依つては、如何に是が成行くや知れたものではありませぬ(「君等の流義だ」と呼ふ者あり)過日海軍大臣は前年大正五年度より著手すべき軍艦製造費を、所謂八八艦隊の一部として豫算に計上したのであるから、是も其例に倣つたと云ふやうな意味の事を言はれたが、それは單に豫算の問題としてはそれで宜しい、何も差支はない、併ながらあの場合と今日の場合とは根本に於て大に異なる、あの場合は豫算は成程海軍の全計畫の一部分を提出したに相違ないが、艦隊の計畫と云ふものは、其全部に渉つて既に廟議確定したのである、假令内閣は更迭すると雖も、此既定計畫を動かすことは容易に出來ない程度にまで進んで居つたのである、それ故に豫算は割いて之を提出しても、此全計畫の完成には何等差支はない、然るに事實はどうである、水陸設備の計畫と云ふものは此豫算で定まるのである、八千萬圓を要する其全計畫と云ふものは、唯海軍當局の腹の中に潜んで居るのであります・帝國議會で決定する所は、此千三百萬圓の豫算である、水陸設備と云ふものは此外に出でない・帝國議會の眼を以て見れば此の外には出でない、先年の場合とは全然根本が違つて居る、計畫が定つて居る――先年の場合には全計畫が既に定つて居る、今度は此千三百萬圓に對する計畫は此豫算に定まるが八千萬圓の水陸設備の全計畫に對しては、何等定まる所はない、財政の都合如何に依つて、或はそれが伸びたり、或は縮んだり、或は止めたりすることがあるかも知れない、それでは此艦隊の建造と云ふことは、水陸の設備が完からぬ爲めに、艦隊の完成と云ふものを不安の狀態に置くのである(拍手する者あり)是で海軍當局の責任が濟むのであるか、是で海軍當局の責任が濟むと言はれるならば、海軍大臣は其責任を知らざる者と吾々は言はなければならぬ(拍手する者あり)教育の振興と云ふことは、既に今日の日程に法律案も出たやうであります、何れ不日に巨額の追加豫算が提出されることであらうと思ひます洵に是は結構なことである、併ながらそれも高等教育機關の增設と云ふことに限られて居る、勿論高等教育機關の增設は必要に相違ない、必要中の必要には相違ない、吾々も之を贊成するに躊躇致しませぬ、併ながら教育の根本たる初等教育並に中等教育の完備を圖ることも、決して高等教育の急務なるに讓るものではないと吾々は信ずるのである(拍手起る「誰が急でないと言つた」と呼ふ者あり)何が故に一緒に高等教育機關の增設と同時に此計畫を立てられないのであらうか(「あれだけ教へて居るものに分らぬか」と呼ふ者あり)今日の議事日程の第一に上つた法律案、あれは何の爲めの法律案であるか、まだ委しいことは存じませぬが、あれは中等教員の待遇を改善する其費用を作る爲めに、地方稅の賦課制限を擴大すると云ふが如く、世間に評判して居るのでありまして、果してさうでありませうか、吾々は之を疑はざるを得ない、多分さうではなからう、是は何か外に重大なる理由があると思ふ(「問題外ではないか」と呼ふ者あり)それは何故であるかと云ふと、昨年は地方の教育費の負擔が重きに過ぎて、何としても國庫より之を補助しなければならぬと云ふ法律案を、此議會に諸君も贊成し吾々も贊成し、殆ど全會一致を以て通過した、其諸君に依つて推擧せられて居る所の現內閣が教育の爲めに更に地方の負擔を增加するが如き計畫を立てられたと云ふことは、如何であらうか、昨は非にして今は是であるか、或は今が非にして昨は是であるか、其孰れたるを知るに苦むのであります(拍手する者あり)是は何れ其中に適當な機會を以て論ずる場合があらうと思ひますから、此處では先づ差控へて置きませうそれから産業の獎勵と云ふ事、是は成程農商務省所管の豫算に付て算へ上げて見たらば、少なからぬ事項が其中に擧げられて居るやうでありますが、併し是は吾々の目を以て見れば、悉く枝葉末節、否らざれば殆と不急、而して目下焦眉の問題、又將來の國運の消長に關する如き重大なる問題は此豫算から全然閑却されて居ると吾々は信ずる、次に交通機關の整備と云ふことに付ては、鐵道電信其他頗る豊かなる豫算を本年は提出せられた、是は誠に結構、併ながら此多くと云ふものは、皆其財源を公債に仰ぐのである、公債に仰ぐのでありますから、前申す通り公債募集の困難と云ふ事情が起つたならば、是等の事業は或は繰延の厄に罹るかも知れない、若も繰延の厄に罹つた日には、世間が折角期待して居る鐵道の延長改良、或は電信の延長改良の如きものも唯一時豫算に現はれただけで、一時のこけ威しに陷りはしないかと吾々は危む(拍手起る)而も交通機關の整備と云ふことを主張せらるゝならば、成程內地の交通機關たる鐵道電信も、急は即ち急なりと雖も、又是と同時に急なるものは即ち海外の航路である、此戰爭後の世界交運界の趨勢と云ふものは、誠に容易ならざるものがあるのでありますから、此際に當つて外國の航路の整備、又は新航路の開發と云ふ事は極めて內地の交通機關を改良するの急と相讓らざるの急務と吾々は信ずる、何故に此計畫を立てない、是は決して多くの歲月を要して調査する必要はありませぬ、多年調査に調査を重ねて、遞信省には既に其案がある筈である、野田遞信大臣は速に此案を採つて將來の航路の擴張航路の整備を何故に之を本年度に於て計畫を爲されぬのであるか、之を爲さゞれば即ち前後緩急を誤つたものとして吾々は其誤りを糺さなければならぬと思ふのであります(拍手起る)山本君は頻りに現內閣の就任日尚ほ淺しと云ふ事を說かれました(「簡單」と呼ふ者あり)成程日淺しと云へば淺しと言ひ得る、併ながら現內閣が就任日尚ほ淺しとして考慮に考慮を重ねて居る內には、世界の進運は決して現內閣の考慮の時間を待つて居りませぬ(拍手起る)世界の進運は迅雷の勢を以て奔馳して行くのであります、今日の時代は抑々何を要求して居るか、政治に經濟に殆ど枚擧するに遑ない程要求がある、就中此大戰後は世界の經濟戰爭が激烈になると云ふことは、何人も豫期して居る、何人も之を疑はない、然らば我國は此戰後の經濟戰爭に對して如何なる準備を爲すであらうかと云ふ事は今日は最早考慮の時期を過ぎ去つて、實行の時期に入つて居る、決して猶豫を許さぬ、何時まで考慮に考慮を重ねて居ると云ふ猶豫は無いのであります、歐羅巴でも米國でも其製造工業と云ふものは、元來大規模であつたが上に、今回の大戰爭の經驗に依つてそれが益々大々的規模のものとなつて居ると云ふことは私が申すまでもない、就中此外國貿易と云ふことは殆ど個人の手を離れて國の仕事となりつゝあると云ふ位の有樣である、それで大規模の敵と競爭をするには、勢ひ大規模の組織を備へなければ競爭に出來ませぬ、然るに我國の現狀は如何でありませう、誠に何も彼も哀れ果敢ない小規模の有樣である、其小規模なるが上に、外國貿易に於ても屢々日本人同士の競爭をして失敗を招く者が續々と起る、此弊を矯めなければ到底今後の國際貿易の其競爭場裡に立つ事は出來ないのであります、之を救ふの途は全國の重要輸出製造業者の結合を鞏うして、統一したる組織を立てしめ、又輸出品の製造業者と貿易商との聯絡を密接ならしむる外途は無いと信ずる、是等は民間當業者の覺醒に俟たなければならぬことは勿論でありますが、併ながら政府は之を誘導奬勵してやらなければならぬ之を誘導奬勵するには、或は之に當るべき機關を設くる必要もあるし、又は法律其他命令の改正を爲すべき必要もある、然るに是等の事に付て政府は何等考ふる所無いと云ふに至つては、吾々は甚だ失望せざるを得ない、且又此三四年間戰爭中此國內に勃興したる各種の事業があるのでありますが、其中に將來有望にして我が國家經濟上最も必要なるものが決して少くない、是等の事業に對しては、此經濟界の反動に出會つて、是が爲めに衰滅を招くやうな事の無いやうに、政府は力を盡して之を保護してやらなければ相濟まぬと思ふ、之を保護し之を救ふには豫算も見積らなければならぬし、或は法律も必要である、然るに此邊に何等政府は考はない、殊に是等の事と云ふものは、今現に差掛つた問題でありまして、是は來年を待つて居つたならば、最早衰滅するものは衰滅に歸してしまつて、或は死んだ兒の年を算ふるの愚を爲さなければならぬ事になるかも知らない(拍手起る)何故に本年の豫算又は本年の議會に於て、其法律を提出して之を救ふの途を講ぜざるか、吾々は甚だ恐らくは是は政府の無能ではあるまいかと疑ふのであります(拍手起る)且又各國の社會狀態の變化から、資本と勞働との關係が頗る圓滿を缺くやうになつて來たことは是は、歐米のみに限られた事實ではござりませぬ、我國にも稍々其兆候は現に見えて來たのである、然るに其資本と勞働との結合を維持するに於て、最も有力なる方法なりとして、各國が經驗されて居る勞働保險法さへも、政府は未だ調査もして居ないと云ふ、內務省の所管であるか、農商務省の所管であるか、遞信省の所管であるか、それさへ分らぬと云ふ話であ

る（拍手する者あり）來年にでもなつて、來年度の豫算に此勞働保險の調査費でも買つたならば、それからそろ〳〵調査に著手をしやうと云ふ話であるが何とも以て悠長至極な次第でありまして、是では迚も時運の進歩に追付くものではないと吾々斷言する（拍手する者あり）政府の事情が此通りでありまするから、世間に囂々たる問題となつて居る勞働組合の問題の如きも或は其自然の發達を希望すると云ひながら、一方には自然の發達を阻碍する法律を改正若くは廢除すると云ふ如き議は無しと云ふやうな、洵に政府の說明は矛盾を極めて、吾々は其要領を解するに苦むのであります、殊に驚くべきは目下國民の不安を感じて、或は國民の思想上にも容易ならざる惡影響を及ぼしはしないかと云ふ如き虞のある食糧の缺乏に對してさへも、政府は唯々其自然の成行を袖手傍觀して、何等積極的の手段を施す所なきに至つては、吾々は其呑氣なるに驚く、寧ろ其無能なるに驚かざるを得ないのである（拍手起り「外米輸入をやつて居ります」と呼ふ者あり）社會政策に重きを置くと云ふことは、現内閣も或る機會に於て聲明したるやうに吾々は記憶するのでありますが、然るに此社會問題の解決に對しては、何等一定の意見の無きこと右申すやうな次第でありまして、何等見るべきものはありませぬ（「大いにある」と呼ふ者あり）抑々果して社會政策に重きを置くと云ふならば法制の上にも、財政の上にも直に施設すべき事は多々ある、幾らでもある、然るに現内閣の成立以來の仕事に見るに、一も此社會政策に關係した施設のあつたことを聞きませぬ、又本年の豫算の上にも一として現はれて居りませぬ、輙ち是が本年の豫算は、吾々が時運の要求に應ずる施設としては、一も見るべきものがないと云ふ所以であります（拍手起る「それではどうする」「豫算案に反對すべし」と呼ふ者あり）吾々が大正八年度の豫算に對する意見は、大要其の如くでございます、（「故に反對する」と呼ふ者あり笑聲起る）然らば吾々は之に對する修正案を提出するでありませうか、併し吾々の意見と云ふものは、歳出入の全般に亘つて居るのみならず、豫算以外にも關係をして居る、それで吾々の意見通り此豫算を修正しやうと致しますれば、歳出入の全般に亘つて、既定の款項を增減變更しなければならぬ、必要が起ると云ふは無論の事である、進んで更に新規の款項を設定しなければならぬ、新規の款項を設定すると云ふことは、議會の從來の慣例として爲すべからざる事となつて居る（「舊式財政家」其他發言する者多し）

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○武富時敏君　基礎となるべき法律命令の改正又は新設を要する事も決して少くはないのです、當然政府の權能に屬する事にまで立入らなければ、吾々の修正と云ふものは出來ない（「何時でも同じことだ」と呼ふ者あり）さう云ふ事は議會の性質として殆ど不可能の事でもあり、又不可能の事でなしとても、議會と云ふものは斯の如き事を爲す適當の機關でない（「苦しい〳〵」と呼ふ者あり）又適當の機關でないのみならず、斯の如き行政の權能にまで立入るが如き事を致せば、立法行政の權能を紊るの虞も無きにしもあらずである（笑聲起る）それ故に吾々は（「無能力」「默れ」其他發言する者多し）修正案を提出することを敢てしないのである（「返上すべし」其他發言する者多し）

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○武富時敏君　唯々前來述べた所の理由を以て、吾々の缺陷と稱する部分に對して、政府の處置を非難して置くのである、政府の反省を促して置くのであります（拍手する者あり）且つ斯の如き缺陷ある豫算を實行して、國家民人に不利を來さば、現内閣の全責任であると云ふことを斷言して置きます（拍手する者あり「攻擊した豫算に賛成するとはどうだ」と呼ふ者あり）勿論豫算全部に對して反對ではありませぬ（「泰山鳴動鼠一匹」と呼ふ者あり）通常の國務を遂行するだけの豫算と云ふものは、如何なる場合にも之を通過させなければならぬ（「分つて居る」と呼ふ者あり）そこで此豫算に於ては、吾々の見る所では前述の通り大なる缺陷を裹んで居る、大なる缺陷を裹んで居りまするが、其缺陷を除き、或は之を補ふと云ふことは、議會に於て之を爲すの適當の方法はございませぬ、それ故に吾々は已むを得ず豫算を此儘、缺陷を包容したる儘に通過せしめて、政府が如何に之を實行するか、現内閣の責任を監視せんと欲する者でございます（拍手起る「それでは結論が合はない」と呼ふ者あり）

〔山本悌二郎君「武富君に一寸質問があります唯今の御演說は……」と呼ふ「議長發言を許しましたか」「引込め」と呼ふ者あり其他發言者多く議場騷然〕

○議長（大岡育造君）　討論中であります――鈴木梅四郎君。

〔此時發言を求むる者多く議場騷然〕

〔鈴木梅四郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　鈴木君に發言を許しました。

○鈴木梅四郎君　諸君、私は我が國民黨が大正八年度の總豫算を承認致しましたる理由を一通り陳述しやうと思ふのであります（「謹聽」と呼ふ者あり）吾々國民黨は帝國の今日の位地、世界に對する地位の最も重大なる時機にあると云ふ事を第一と致すのであります此點に就て私は三段に區別して御話をしたい第一は何であるか、此歐洲大戰の結果と致しまして我が日本帝國は確かに世界の五大强國の一に列したのであります、五大强國の中にありましても英、米の次に我日本帝國は坐るべき位地を有して居る、それは何故であるかと申しますれば此東洋方面に於て最も優越なる所の位地を有して居る、即ち國の疆域から打算して見ますると、世界の約四分の一强に當ります所の領土、其人口はと申しますれば、世界の約三分の一に當る所の多數、又海洋の上から見ますれば、世界の海洋の四分の一以上の重要なる海洋の警備の任に當る所の位地を占めなくてはならぬのであります、此優越なる位地は、戰爭以前に於きましても、冥々の間には多少認められてあつたのでありますが、是は所謂冥々の間である、此度の大戰の結果として、

〔議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く〕

○鈴木梅四郎君　今日までの平和會議の委員の選び方から總ての點に於て考へて見ますると、確かに世界が日本を世界强國の第三位に認めて居ると云ふことを、私は茲に斷言するのを憚らないのであります斯樣な重要な位地に立つて居ります以上、此位地に對して吾々同胞は如何にして此位置を堅固に守るべきか、如何にして此責任を盡すべきかと云ふ事を考へますれば、中々其責任は重大であるのであります吾々國民は、此點に向つて十分なる決心覺悟と、十分なる奮鬪と努力とを要しなければ此與へられたる所の重大の位地を十分に完うすることは出來ない關係になつて居るのであります、隨て此位地を堅固に守り、更により進んで優勢なる位地を占めやうと云ふに付きましては、之に關聯して國費の膨脹は到底免かるべきものではないのであります、此點に付ての國費の支出と云ふことは、御同樣に今後決してけちなことを言ふことは出來ない、此の點に向つては十分に國費を吝まぬと云ふ覺悟を持たなければならぬのであります、即ち是が第一の世界に對する帝國の位地であります、四圍の實況であります、第二に帝國の諸政の有樣を考へて見まするると、是亦非常に重大なる位地になつて居ります、御承知の通り世界の思潮は歐洲大戰の結果として激變を來して居ります、此激變致しました思潮の爲めには、我日本帝國の民心も亦其影響を受くることを免れないのでありまして、既に今日に於ても各種の方面に其徵候が現はれて居るのでございます、現に昨年勃發致しましたる米騷動と稱へますが、彼の騷動の如きものも、此世界思潮の激變の爲めに生じたと云ふことを言ひ得るのであります、私は日本政府の食糧政策の其當を得ないと云ふことを第一の原因として數へて居りますが、其第二の原因を釀致しますれば、確に此世界思潮の激變が、本となつて居ると思ふのであります、更に昨年末より今年唯今に掛けまして、民間に現はれる所の國民の行動の一斑を見ましても、人心の動搖は即ち此世界思潮の激變を受けた反映に外ならないものが中々あるのであります、して見ますれば此時に當つて此時局に處する者は、餘程の決心覺悟を以つて之れに當らなければならぬのでありますす、吾々の考ふる所に依りますれば、今日唯今までの法律、制度、慣習の中には此世界思潮の變化に伴うたる人心に應ずべき所のものは洵に僅かである、其多數は、此新しき人心に背反したる所のものが多いのであります、一言にして申しますれば、今日の法律、制度、慣習の多くは金力階級、富豪階級の爲めに便利なものが多くして、一般の庶民階級の爲めには不便のものが中々多い、是非共之を根本的に改めて參らなければ、此世界思潮の動く所の、人心の傾向に副ふ事が出來ない事になるのでありますから此の點に付ての諸般の改革もやらなければならぬと思ふのであります、更に詳しく申しますれば、此點から見まして、今度の租稅の負擔はどうなつて居るか、血稅の負擔の實績はどうなつて居るか、或は教

育制度の實際はどう云ふ事になつて居るか、代議機關の働きは實際はどう云ふ工合になつて居るか、或は防貧の事業、救貧の事業はどうなつて居るか、或は運輸交通、其他の問題はどう云ふことになつて居るか、或は選擧權の問題はどう云ふことになつて居るかと云ふことを一々吟味し來れば、總て皆な改廢を要する必要を認めないものはないのであります、此故に内治の庶政を改革し刷新して行くと云ふ此一點に於きましては、今日は明治維新の際よりも更に重大なる時機であつて、此處一歩を誤まりましたならば、大なる禍を來すと云ふことは明かに看取の出來る事であります、吾々政黨政派の人々はです、今日まで隨分閥族の專横と云ふことに付て隨分種々な議論を致したのでございまするが、今日の時運から申しますると云ふと、一般の庶民階級から見ますると云ふと、閥族の專横官僚の跋扈を責めました所の政黨政派の人と雖も、庶民階級から見ますれば一種の權力階級になつて居る、國民の四十分の一に過ぎざる少數を代表致しまする所の、所謂一部分の特權階級に過ぎないのであります、其特權階級の行動は庶民階級に如何なる反映を與へて居るかと言へば、甚だ宜しくない所の反映を與へて居る、それ故此點に付ては餘程思ひ切つた改革をしなければ、此時運の進歩には伴ふことが出來ないのであります、更に此點に付きましても、亦澤山の國費を要するのであります、其國費は決して是も亦惜むことは出來ないのであります、所で茲に第三に私は日本帝國の今日の位置として憂ふべき點を擧げますれば産業機關の甚だ微弱であると云ふ一點でございます此産業機關の微弱は歐洲大戰の前に於きましても、歐羅巴と比較して非常に遜色が有つたでありますが此度の戰爭に於きまして、更に非常な懸隔を生じたと云ふ茲に新たなる事實があるのであります、御承知の通り此度の戰爭に於きまして、歐羅巴亞米利加の第一番に努めましたものは何であるかと申しますれば、軍器兵器の製造、軍需品の製造と云ふものが最も力を盡した所の問題であります、ところで此の力を盡された兵器の問題軍需品の問題と云ふものが非常な費用を以つて平生に於きましては、學者の間に斯樣に致したならば斯樣な結果を得られるであらうと云ふやうな問題、改良進歩の問題は澤山あつたのでありましたけれども、莫大なる費用を要すると云ふ爲めに、其の試驗が行はれなかつた問題が澤山ある、然るに此の度の戰爭に於いては、一國の運命を賭して戰ふに必要なる軍器軍需器と云ふ其の點からして此の試驗に金を投ずると云ふことは少しも惜まない、大膽に大仕掛に學者の提出するところの問題は、總て之を實地に試驗をして、其實際を確めて見たのである、此新しき試驗の中には、失敗に屬したものも確にあります、失敗に屬したものもありまするが、併し又大に成功したものも中々あるのであります、即ち理學化學を應用致しまして、兵器の製造軍需品の製造に極力努めた爲めに、此軍器軍需品此兩方面に於きまして、如何に改革され如何に進歩したものが出來て居るかと云ふことは、私が此所に說明を要せずして、事實に於て明白になつて居るのであります、斯の如くに致しまして此軍器軍需品の製造上に得ました所の發明、發見、大試驗と云ふものを土臺と致しまして、理は同一でありますからして、之を産業機關に應用すると云ふことは、直ちに出て來るのであります、現に今日に於きまして、既に其端緒を開いて盛に之を應用しやうとしつゝあるのであります、勿論戰爭の時に當つて斯樣な研究が行はれて、産業の發達が洵に數世紀を要して、平生ならば進歩をするものが、短年月の間も大進歩をしたと云ふ事實は、歷史上少なからぬのでございますが、此度の大戰爭は殆ど歷史に無い所の大事件でありました爲めに、發明進歩、此現象と云ふものは今日までに見ない所の大躍進をして居ることは事實明白なことであります、此點に付て我日本帝國はどうであるかと申しますれば、吳下の阿蒙であります、戰前の通りであります、此戰爭の間に多少の仕事はして居りまするけれども、歐羅巴亞米利加の生産機關の此大なる所の力を得たと云ふ點から見ますると云ふと、非常なる遲れを取つて居るのであります、此點に於て今一つ吾々日本人が氣付かない大なる點がある、それは何であるかと申しますれば、此兵器の製造軍需の製造と云ふものに付て、所謂工場を管理すると云ふ上に於て、新しき經驗を得たことであるのであります、此軍器の製造軍需の製造と云ふものに對して、各國非常に頭を惱して、如何にして早く成べく此兵器を十分に造る、如何にして軍需を製造しやうかと云ふことは、非常なる工夫と非常な研究を積まれた爲めに、工場の管理法と云ふものは實に從前にない所の管理法を實行致して居るのであります、是は從來我國などに最も多いのでございますが、併ながら歐米に於てもあるのである、同一の工場で隨分矛盾衝突の事柄が多い、謂はゞ同士討のやうな事が中々にあつた、無駄に費用を掛け無駄の勞力を掛けたと云ふことが中々あるのであります、然るに此度の軍器の製造軍需製造と云ふものに付きましては、其矛盾衝突と云ふものを成べく少なくして成べく經濟的に工場能力を高めると云ふことに付て十分に骨を折つたが爲めに、此點に於きまして大に成功致して居るのであります、此工場管理の上に於て、是までに無い所の新しい經驗を得て居ると云ふ此事が、又實に歐羅巴亞米利加の生産機關の一大强味になつて居るのでありまする、之に對する帝國のそれは如何であるかと申しますれば是亦戰爭以前と大差ないのでありまする、此二つの點、理化學を應用した發明工夫が非常に進んだと云ふ事と、工場管理の「マネーヂメント」の上に非常な經驗を得たと云ふ、此二つの點と云ふものは、最早今日に於きましても確に其事實を見るのであります、而して我國の産業と此新しき所の位置を得ました歐米の産業と比較して見ますると云ふと、其强弱の差と云ふものは、茲に非常なものが出來て居るのであります、先刻申上げました此軍器軍需の點から考へましても、我國現在の海陸軍の設備其他兵器彈藥軍需品の一般と云ふものが、歐羅巴亞米利加の今日のそれと較べますと非常に劣つて居る、現に「タンク」の如きものも外國から人を頼んで實地に練習し、飛行機の如きも是から研究して行かねばならぬのは、確に國防上の缺陷であると云ふことは、當局者も認めて今現にそれに著手して居ると云ふやうな譯でありますが軍事上の設備に於て彼と我との間に相違のある隔りよりも、私は此産業機關に彼我の間に强弱の差の生じて居ると云ふことに付て、更に大なるものがあると云ふことを斷言するに憚らないのであります、其點に付きましては、我國の實業家の中にも未だ覺醒しない者が多いのでありますが、併ながら是は確に今日以後に現れて來る非常な出來事でございまして御同樣に十分な努力を以て、十分な決心を以て之に當らなければ、到底日本帝國の今日の立派な位地、折角得ました所の立派な位地を維持すると云ふことは出來ないのであります、之を要するに、此三箇點から見ましても、帝國現在の位地と云ふものは、維新の時以上の覺悟を以て、それ以上の大革新をして參らなければならぬと云ふことは、明白なる事實と私は信ずるのであります、諸君、明治維新の際には吾々の先人、吾々の先輩が果して如何なる事を致しましたか、薩、長、土、肥其他の强藩の間には、中も甚くあつた、嫉妬もあつた、猜疑もあつた、けれども帝國の立場と致して左樣な小紛爭は許さぬと云ふことからして、協力一致してあの大改革を遂行致したのではありませぬか、此先人先輩の行爲に倣ひまして、吾々も亦此大時局に對しては、十分に虚心坦懷に官民上下一致して、此大改革をしなくてはならぬと云ふことは明白なる事實であると思ふのであります（拍手起る）吾々は斯樣な位地からして、大正八年度の豫算に向つては不滿足の點か中々多い、平凡であり且つ姑息であると云ふ點も中々少なからぬのでありますけれども、是は一切問はないで、總て之を承認致したいと云ふ次第でありまするが、承認したと云ふのは此の次ぎの大正九年度に於て、此大改革を實行しやうと云ふの考を以て、承認を與へたのであります、即ち我黨からして提出致しましたる財政經濟の調査機關、即ち是は庶政を刷新しまする所の中樞の機關であります、此中樞の機關を拵へて、此大改革を實行致したいと云ふに歸著する譯であります、私は斯樣な見地からして、政友會諸君に向つて一言の御挨拶をするのであります、政黨政派の感情に驅られますれば、或は吾々の建議に對して多少の御文句があつたらうと思ひまするが、此時局の大切なるに鑑みられて、吾々の提議に虚心坦懷なる所の態度、公明なる態度を以て先づ贊成の意を表されたと云ふことに付ては、茲に謹んで深き敬意を拂ふのであります（拍手起る）更に憲政會の諸君に向つて一の希望があります、憲政會に向つても吾々は此問題に付て確に御贊成を仰ぐ交渉を致しました併し未だ今日に至るまで御贊成の確答を得ないのを遺憾として居るのであります（拍手起る）私が前來申述べました日本帝國の此大事の場合と云ふことを御諒察になりましたならば、黨派の上の感情は一擲されまして、先刻武富君が色々御論になつた事の中にも、吾々の御同意の御論が多い、即ち憲政會諸君が此調査會に御贊成をなすつて、共に入つて政黨政派の感情などは放擲して、此大難局に處し國家の爲

めに償の仕事をして戴きたいと云ふ希望であります實を申すと云ふと、憲政會諸君は餘りに黨派の感情に驅られて居られはせぬかと思ひます、（「のうのう」と呼ふ者あり拍手起る）何故かと申しますと、此時局の初に當つて外交調査會の問題に付て執られた態度は、即ち私共は甚だ遺憾として居るのであります（「のう〱」と呼ふ者あり）加藤高明君があの會に贊成せられなかつたと云ふことを、私共は何故に遺憾とするかと言へば、此帝國の大事な局面に當つて、丁度薩長土肥其他の雄藩が、國家の爲めに私情を捨てゝ協同一致の働をした場合に、東北七藩が大勢に背いて錦旗に抵抗したと云ふやうな變な狀態を起したのに稍々似て居る（「何を言ふか」と呼ふ者あり）私は外交調査會の事は玆に重ねて言ふ必要はございませぬが、此庶政刷新の中樞機關でありまする財政經濟の調査機關と云ふものに對しては、憲政會諸君が再び東北七藩の態度を執られないことを私は希望するのでございます少くともどうぞ此問題に付ては黨派心を去られて、十分に御贊成あらんことを希望致すのであります」

「拍手起る」

〔「何を言ふのだ詰らない」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　上田彌兵衞君。

〔上田彌兵衞君登壇〕

〔副議長濱田國松君退席議長大岡育造君議長席に著く〕

○上田彌兵衞君　諸君、本員は今期議會に提出されました所の大正八年度總豫算案其他に對しまして、協贊を與ふるに同意を致しまする者であります、現內閣は昨年の九月に原政友會總裁に依りまして成立されたのでありますが、當時世人は現內閣が純然たる政黨內閣の故を以ちまして又原首相が無爵宰相たるの故を以ちまして、多くの好感を以て迎へられたのであります、本員は政黨內閣が必ずしも完全無缺なりとも信じないのであります、又無爵宰相が內閣組織の要件なりとも信じないのでありますが、兎に角現內閣が歷代の內閣に比しまして、より多くの立憲的なる事を感ずるのであります、それ故に是れ我國の憲法政治の進歩なりと信じましたが故に、內閣成立の當時に於きまして、世人と共に之を歡迎したのであります、併ながら本員等の立場と致しましては、其政策の如何に依りまして、或は之を援助し或は之に反對を致しまする云ふ事は、申すまでもない事であるのでございまする、原內閣總理大臣は、其內閣成立の當初に於きまして、施政の方針並に其主義主張とする所の政綱を洽く天下に示さざりし事は、本員の洵に遺憾とする所でありまするが、原首相の吾人に對する辯明に依りますると吾等は朝に在ると野に在るとを問はず、其主張を二三にする者にあらず、今や予及予の政黨は、將に平常主張する所の政策を玆に實地に行はんとする時機に到達をしたのである、それ故に徒に聲を大にするよりも、將に實行を期するにあるのである、斯の如く聲明せられて居るのでありまする、本員は此聲明に對しまして未だ多くの實證を有せないのでありまするけれども現內閣が成立日尙ほ淺きの故を以ちまして、姑く此言葉を信じまして、以て其實行の如何は他日之を驗せんと思ふ者でありまする而して原首相が諸種の公開席上に於かれまして自己の政策に對する所信を披瀝せられましたる所の總てを綜合して見ますると、現內閣の政策は、先程も武富先生が申された如く、（「先生では無い」と呼ふ者あり）教育の振興、國防の充實、及產業の奬勵、交通通信機關の整備等でありまする、而して此方針に對しまして、今期豫算案に現れましたる所の施設、並に政府當路者の說明に依つて考察致しますると、教育の振興に對しましては、畏くも皇室の一千萬圓の御下賜金に對し、又政府は四千數百萬圓の豫算を組みまして、高等教育の發展に努められたのでありまする、是は教育奬勵に對しまして、明治以來の施設と致しましては、總ての施設に超越したる大規模のものであるのでございまする（拍手起る）併ながら尙ほ初等教育に對しても、完成發展を期すべき點が多々あらうと信ずるのでありまする、次に國防の充實に至りましては、尙ほ將來の計畫に變化すべき事があらうと信じますが故に爰に之を論議することを避けたいと思ふのでありまする、若夫れ產業の奬勵、交通通信機關の完備に至りましては、現政府亦國民希望の一端を實施されたのでありまするが、是とても唯々一時的應急策に過ぎませぬで將來根本の施設と致しましては、尙ほ遺憾ながら不十分と信ずるのでありまする、併ながら現內閣は政府自ら今期の提案に對しまして、完全無缺なりとは言うて居らぬのでありまする、尙ほ之に對しては不滿足の點を聲明せられて居るのでありまする、而して將來之に對して相當實施すべき抱負を持つて居ると云ふことも、聲明せられて居るのでありまする、本員は此聲明、此自覺、此抱負に對しまして、姑く其熟考の時期を與へる云ふことは、蓋し政治家としての德義であると信ずるのでありまする又時局の變革に際しまして、重要な時機でありまするから、此時局の重大なるに鑑みまして、徒に政爭の因を成す如き行爲は避けねばならぬと信ずるのでありまする、併ながら歷代の內閣に於きまして、自己の聲明を食言せられることが屢々あるのでございまする、現內閣諸公は多年在野黨として頗る苦心を積まして、往年兎角の非難のありました所の積弊を一掃せられて、今や其態度は頗る謹嚴となられましたる所の政友會出身の諸公でありまするから、斯の如き食言を爲さると云ふことは萬無からうと信ずるのでありまする（「ひや〱」「其通り」と呼ふ者あり）併ながら今此豫算を協贊致しまするに當りまして、少しく其希望を述ぶると云ふことは、敢て徒爾ならずと信ずるのでございまする、又是れ本員が國家に對する責務なりとも信ずるのでありまする、（「大きい〱」と呼ふ者あり）諸君、今や世界の大戰は既に終りを告げまして、將に平和の曙光を見んとするのでありまする、是世界の人道の爲めに寔に慶賀に堪へない次第でありまするが、是と同時に世界人類の思想上に於きまして、又各國經濟的施設の上に於きまして、大なる變革の起らんとするの重大なる時機に遭遇して居るのでありまする、此時に方りまして我が國民は此重大なる變局に順應する所の大なる覺悟を要しまするることは、申す迄もない次第でありまするが、殊に施政の局に當られる所の內閣諸公は、須く世界の大勢を達觀せられまして、以て戰後の大計を立てられなければならぬと信ずるのであります、顧みまするに歐洲各國は過去五箇年間の大戰亂に巨萬の生靈を犧牲に致し、且つ數千億圓の軍資を蕩盡して居るのでありまするから、平和の曉に於きましては、自己國力の恢復に努めんが爲めに、又國富の充實を圖らんが爲めには、必ずや世界各方面の貿易圈內に活動を致しまして、以て所謂經濟的大戰爭の開始せらるゝことは、火を睹るより明かと信ずるのでありまする（拍手起る）即ち講和成りまするの日に於きましては、彼等は貿易政策の上に大なる保護を加へまして、自國產業の發展を期するが爲めに、他國品の輸入の防遏に努めまするは勿論、本國と屬領地の間に於きましては、彼の均定稅率なるものを設けまして、以て自國產業の發展に資することは想像するに難からぬのでありまする（拍手起る）果して然らば我國の海外に於きまする所の製品は、甚しく其販路を侵蝕せられまして、遂に其貿易の圈內も南洋印度支那に局限せらるゝの虞があるのでありまする、のみならず此印度支那方面に於きましても、亦彼我の大商戰が開始さるゝと云ふことは、是亦想像に難からぬのでありまする、此時に方りまして動もすれば粗製濫造、不評を免れませぬ所の我國の製品が、能く今日の盛況と販路を繼續し得ることが出來ませうか、又更に發展を進めることが出來るでありませうか、彼は官民協力いたしまして、所謂保護貿易政策の下に、或は運賃を低下し、或は保險率を引下げまして、以て破格に低廉なる精巧品を所謂「ダンピング」の手段に依りまして、廣く之を世界の各地に撒布致し、以て自己の販路の恢復擴張に努めると云ふことは明かなる道理であります、固より今日の我國と致しましては、國民が非常に不安を感じて居ります所の此食糧問題、之を解決いたしまする云ふことは、國民をして安固の位置に立たしむる私でありまするが、此緊要なる食糧問題と、私は貿易の振興策と、同時に刻下執るべき最も緊要なる二大事業であらうと信ずるのであります然るに今期豫算に現れましたる所の此等の施設に對しまして考へまするのに、洵に吾々は不安に堪へない點があるのでありまする（拍手起る）希くば此點に付きまして、其施設實行の速かならんことを希望するのでありまする、而して貿易の振興策に對して必要なる問題の一と致しましては、所謂商工業者の負擔輕減問題でありまする、凡そ商品の原價は原料生活費、加工賃、負擔の稅金、關稅、運賃等より成るのでありまするから、我國の製品をして海外の競爭に打勝たせまするのには、必ずや此原料蒐集の容易なること、又生活費加工賃の減少、負擔稅金の輕減、其他運輸機關の完備等でありまする、即ち交通通信機關の完成、物價の調節、取引の改善、低利資金の融通、此等を期せねばならぬのでありまする、而して現內閣は此點に於て既に其一部を實施し、又將來實施せられんとして居るのでありまするから、

本員は此に其項目を擧げまして、將來實施の速かならんことを希望するに止めます、併ながら負擔税金の輕減に至りましては、是非其現行税制の整理を願ひたいのであります、現行の税制に於て到底此完全を期することは、出來ないのであります、それ故に近き將來に於て、税制整理の完結を願ひたいのでありまする、諸君、我國現時の經濟状態は、戰時俄に發展膨脹致しましたのでありまするから、未だ其基礎が安固にして十分なりと云ふ事は出來ないのでありまする、今後講和の成行、各國經濟状態の變遷に伴ひましては、何時如何なる動亂を來すかも知れないのでありまする、それ故に政府は此點に付て國民と共に深甚の注意を拂はれると云ふことは勿論でありまするが、此等萬一に供へまする爲めに先づ第一に財政の基礎を鞏固にしなければならぬと思ふのでありまする、財政の基礎を鞏固にすると云ふことは、今日經濟上の状態から行きまして、當に爲政者の緊急事業として著手せられねばならぬこと丶信ずるのであります、此點に於きましても速に著手せられんことを希望するのでございまする、茲に本案を協贊致しまするに付きまして、聊か希望を申述べまして・益々現政府の御奮勵あらんことを希ふ所以であります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　小川郷太郎君。

〔法學博士小川郷太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　此際御諮りをして置きます、まだ發言の通告の中には大藏大臣もあります、時間の樣子を見まするど、時間通りには終へ兼ねるかと思ふ、豫算全部を議了するまで時間を延長することに致したいと思ふ。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ時間を延長致します――小川君。

○法學博士小川郷太郎君　私共は議題に上つて居ります豫算案に付きまして、三種の希望を述べまして贊成せんとする者であります、大正八年度の豫算を審議するに當りましては、物價騰貴に依る所の增額と云ふものと、原内閣の經綸の結果に出づる經費の增加と云ふものを、區別して考へなければならぬと思ふのであります、原内閣には何等の經綸無しと云ふ議論もあるやうであります、豫算の上には物價騰貴の外に何物もないと云ふ議論もある樣であります、併し私共は此豫算を繙いて冷靜に虚心坦懷に考へまして、尙ほ此豫算の上にも多少なりとも原内閣の抱負經綸は現れて居ると思ふのであります、（「ひや／＼」と呼ふ者あり）原内閣の經綸の豫算に現れて居りますもの丶第一は、交通機關の整備であります、交通機關の整備と云ふことに付きましては、武富さんも認められて居つたやうであります、其鐵道會計各殖民地會計に於きまして、鐵道の建設改良に多數の豫算を計上されて居りますのは、確に交通機關に對する一の經綸であります、又其電信線の增設電話交換擴張費を繰上げた如きは、吾々は此政策に對して、抱負あり經綸ありとして贊成をする者でありまず、尙ほ敎育に付きましても問題がありましたやうでありますが、此敎育に關する原内閣の經綸は、是は誰しも認めなければならぬものであると思ふのでありまず（拍手起る）私は斯う云ふ點に於きまして此豫算並に原内閣の政策を贊成する者であります、（拍手起る）（「有難う」と呼ふ者あり笑聲起る）四大政綱と云ふものは誰でも・如何なる人が内閣に上つてもやることであつて、何の奇も無いと云ふ話もありましたが、其何の奇も無いものであつても、苟も是は政策でありますから、吾々は之を贊成するのであります（拍手起る）唯々産業の奬勵國防の充實と云ふ事に付きましては、豫算面に現れた計畫が頗る小なのであります、私等は其小なるに失望する者であります、併ながら小なりとても之に反對する所の理由は何所にも無いのであります（「成程」「分つた」と呼ふ者あり）併ながら吾々は之に對して一の希望を持つて居るのであります、産業の奬勵と云ふことは、戰後經營の策と致しましては最も必要なる事であると思ふのであります、又國防の充實と云ふ事も最も必要なる事であると思ふのであります、殊に政友會内閣は國防の充實に付ては、十分に計畫を樹てる所の義務を持つて居るものであると思ふ、それは前議會に於きまして、此國防充實の議がありました時分に、政友會から國防の充實に遺憾なきを期せよと云ふ希望が出たのであります、此希望に付きまして當時の陸海軍當局者は、其希望に副ふことを努めると、斯う云ふことであつたのであります、それでありますから政友會が此内閣を組織された以上は、國防充實に遺憾なきことを期する義務が有るのであります、然るに此豫算に現れて居ります所の國防充實と云ふものは、實は貧弱なるものと稱せざるを得ないのであります（「ひや／＼」「其通り」と呼ふ者あり）それ故に吾々は此政友會内閣に對して國防充實に付てもう一段の御努力を爲さることを希望せざるを得ないのであります、吾々は斯の如くにしまして、此政友會内閣の抱負經綸と云ふものに付きましては、小なりと雖も兎に角之を認めて贊成する者であります、次は物價騰貴に關する豫算でありまず、物價騰貴の額が巨大に上つて居ると云ふことは、齋藤委員長から述べられました通りでありまして、私が茲に述べる必要は無いのであります、所が此物價騰貴と云ふものが、どれ程の程度に進むものであるか、此豫算は物價騰貴を前提として出來て居るものである、併し吾々は豫算に審議するに當つて此物價騰貴はどの程度に進むものであるかと云ふことは、どうしても考へて見なければならぬのでありまず、私は此點に付きまして大藏大臣の意見に耳を傾けざるを得ないのであります、（「勢を付けてやれ」と呼ふ者あり）大藏大臣は私の質問に答へられまして、大正八年度の經濟界を斯う云ふ風に見られて居ります、大正八年度は戰後の打擊もあるであらう、大正六年度並に大正七年度よりは景氣が惡いものである、斯う云ふ風に明言されたのであります、景氣が惡いと云ふ時分には、物價は下り勝のものであります（「さうさう」と呼ふ者あり）大藏大臣は、大正八年度は景氣が惡いと感ぜられました其時には頭の中には、大正八年度は物價が下るのではないかと、斯う考へられて居りはしないかと思ふのであります、又大藏大臣に物價調節如何と聽きますと云ふと、自然の力に非常に頼られて、自然の力は物價を調節するであらうと、斯う明言されて居るのであります、其言葉をずん／＼約めて行きますと云ふと、大正八年度ではさう八釜敷く言はぬでも宜しい、自然の力は物價を調節する、即ち自然の力は物價を下げるぞと、斯う云ふやうに考へられるのであります、で大藏大臣の頭を分析して見ますと云ふと、大正八年度は物價が下ると、斯う云ふやうに考へられて居ると思ふのであります（「ひや／＼」と呼ふ者あり）所が此豫算を見ますると云ふと、到る處に物價騰貴物價騰貴と、齋藤委員長の御話になつた通りに、四億餘圓と云ふものになつて居るのであります、大藏大臣の頭では、大正八年度では物價が下る、大藏大臣の手に成つた豫算と云ふものは物價が上る、大藏大臣の頭と手とが違つて居ると斯う言はなければならぬと思ふのであります（「足も違つて居るでせう」「大臣も脱線するぞ」と呼ひ拍手するものあり）それで此の大正八年度の豫算を見まして、大藏大臣の説明を聽いて見ました時に、吾々は悲しい哉合點が行かぬのであります、併ながら是は恐らく大藏大臣の罪ではありますまい、是は時勢の罪でありませう、大藏大臣が概算書を以て豫算を立てられんとした時には、物價が段々段々上つて止まざる時でありました而して大藏大臣が愈々豫算を編成せらる丶時に往つては、休戰の事あり、世界の大勢が變つて來まして物價が段々と下つて來たのであります、物價の下つたと云ふことは、日本銀行の調査に依つて明かなので、是は一點の疑を挿むことは出來ないのでありまず、現に鐵の價の暴落の如き、政府委員たる製鐵所長官が、其暴落を自白して居るのであります、それでありますから、私は此豫算を執行するに當りまして、此物價は餘程下つて來るものであるものと見なければならぬと思ふのであります、さうしますると此物價騰貴物價騰貴と、此四億餘圓の此大なるものを拵えて居りまするけれども、其中の或ものは不用に歸する、豫算に餘裕が生ずると云ふことが起るのではないかと思ふのであります、そこで吾々に希望が起るのであります、若し物價が今の勢を以て段々下つて來ますならば、此豫算に計上されてあります物價騰貴の款項は悉く用ゐ盡さずして、成たけ餘裕を存して置かれたい、是が吾々の第二の希望であります、それから第三に進みまして、私は茲に一言此收入豫算に論及しなければならぬのであります、此收入豫算に付きましても、私は分科會――豫算總會で十分に議論致しました、其議論の一端は、今日武富君に依つて爰に御述がありましたので、私が議論して居ります所の大要は、武富君に依つて述べられましたからして、私は重ねて申しませぬが、併し一點述べて置きたい事がある（「謹聽」と呼ふ者あり）それは政府は此大正八年の豫算、收入豫算を計上せらる丶時分に、大正六年度の實收額に依り、或

は大正七年度の實收額に依つて居らるゝのであるで山本君の御話になりましたやうに、大正六年度を押へたならば餘り大した誤はなからうと、斯う云ふ御話でありましたが、併し大正六年度の此押へ方が、私は或は大に失しては居ないかと思ふのであります大藏大臣は大正八年度の景氣と云ふものは、大正六年よりは惡るいと云ふのならば、大正六年度を摑へて行くならば、大正六年度より大正八年度は好いと云ふことになるのでありまして、そこにどうも大藏大臣の說明と云ふものが、がつちりと合つて居ないのであります、大正七年度の收入、即ち大正七年度の景氣の絕頂を摑へて居る如きは、最も此の收入豫算を樂觀したものと言はなければならぬのであります、政府委員は或は辯解致しまして、いや大正七年度の絕頂を摑へたけれども、それには百分の五なり或は百分の三なりを割引いて居るではないか、それで穩當だと斯う言はれるのであります、併ながら尙ほ一歩進んで考へて見ますれば、政府委員並に大藏大臣の說明せられる、大正五年、大正六年、大正七年の此の景氣の段々進んで居る時期にどうしたかと申しまするど、前年度或は前々年度の實收額を押へてそれに一割とか或は百分の七とか云ふやうなものを引いて居るのであります、大正八年度の景氣が今に[illegible]讓せんとする時に、百分の五なり百分の三なり引きましても、それは大丈夫であると云ふことにはならぬのであります、煎じ詰めれば大正八年度は大正七年度よりもつと景氣が好いものであると觀念して、此の收入豫算と云ふものが出來て居ると言はなければならぬ、其點はどうしても大藏大臣の初め宣言せられたことと違つて居るのであります、で是は併し或は大藏大臣を責めるのは惡いかも知れぬ、山本君の言はれた通りに、是は大臣や次官の責任でなくして、大藏省の技術官の責任である、技術官が斯う云ふ風な概算書を拵へたのであるさうなれば吾々は此大藏省の下僚技術官に對して、大に責任を問はなければならぬと思ふのであります、(「博士の値打が下がるぞ」と呼ふ者あり笑聲起る) 大藏省の技術官なる者は……

○議長(大岡育造君) 靜肅に……

○法學博士小川鄕太郎君 大藏省の技術官なるものは(「大臣の責任を知らないのか」と呼ふ者あり) 大藏省の技術官なるものは、嘗て戰時利得稅を大正七年度に於いて千七百萬圓であるとか、例年が三千二百萬圓であると見積つて、さうして總ての方がそれではいかぬと言ふに拘らず固執したものであります現在どうでありますか、非常な一億に垂んとする所の實收額を得て居るのであります、大藏省の技術官の計算と云ふものは、大凡斯の如きものであります(「そんな者に責任があるか」と呼ふ者あり) それでありますから、私は此收入豫算に付ては矢張不安心である、此の算定法と云ふものは穩當でないと云ふことを斷言したいのであります、併しさうなつて來ますと、片方に收入豫算があり、是は政府が實行すると云ふことになりますと、どうしても稅杯に付きましては見積額を——此査定額を、或は稅の所得稅なり營業稅なりに就きまして、之を査定する時分に、前年度より前々年度に依るのでありますから、多く見積り多く査定する、即ちそこに苛斂誅求がどうしても起るのであります、そこで吾々は經濟界の變調を大藏大臣が認められる以上は、此經濟界の變調に鑑みて、租稅を徵收するに當つて、人民の經濟狀態を斟酌して、苛斂誅求の弊に陷られないことを茲に希望するのであります、是が私の第三の希望であります、それにもう一つは私は述べたいと思ふのは、公債募集の點であります、公債募集に付ては色色の說が出て居ります、私は此約三億圓の臨時國庫證劵、並に三億圓の他の公債と云ふものに付きましては、左程悲觀說を持つて居ないのであります、此點に就きましては、大藏大臣の意見に贊成するものであります、第一に此三億圓の國庫證劵に付きましては、餘り議論が無いやうでありますが、是は爲替資金を作る爲めに要するものならば、日本の通貨膨脹の勢を防ぐ爲め必要である、若し此國庫證劵を發行せずに置きましたならば、澤山な通貨が出て來る通貨膨脹を呪つて居るが今日世間の輿論であります然らば此通貨膨脹を防ぐべき國庫證劵の募集は、どうしても贊成せざるを得ないのであります、次に三億圓の募債に付ては、色々反對論も起つたやうであります、産業資金を奪ふ、斯う云ふ話でありますが併し大正八年度の景氣が惡い、武富さんの言ふやうに、今日經濟界の變調と云ふことを若し御容れになるならば、即ち事業界が非常な資金を要求せざる時であります、市場の景氣が勃興して居る時こそ資金が非常に要るのでありまして、經濟界が變調を帶びて居る時分には左樣に非常な産業界の資金の要求がないのであります、それから又經濟界が多少變調を帶びて居ります時分は、隨分應募する者も私は出來て來ると思ふのであります、何故なれば景氣が沸騰して居ります時分は、吾々の過去に於て見ました通りに、人は剩れる金を、株式の非常に利廻の好い株式に放下するのであります、併ながら景氣が傾いて來ますと、成るべく株式に放資と云ふことを段々見合せるのであります、さうして安全なる放資を求むるのであります、其安全なる放資は何所に向ふのか所謂公債に向ふのであります、故に私は大正八年度の景氣が惡るいと云ふ社會に、三億圓の募集と云ふものは決して出來ない相談では無いと思ふのであります、此點に於きまして、不幸にして憲政會の意見に贊成が出來ないのであります(「一緒に來られては迷惑だ」と呼ふ者あり) 最後に私はもう一つ豫算に關係致しまして、當局に注意を仰ぎたい事があります、それは豫算に動もすれば統一を缺いて、政府の政策に符合せざる事が能くあるのであります、是は決して今に始つたことでありますまい、併ながら今日の豫算は其嫌がある以上は、私は是は一言政府に注意しなければならぬ、又義務があると思ふのであります、今其一二の例を取つて見ますと、是は鐵であります、鐵は製鐵所長官の御話に依りますと、武富さんの御話にもあります通り、三百三十八圓と云ふことで計算が出來て居るのであります、所が其三百三十八圓は品物が非常に違ふのであると云ふので、段々追窮して見ますと、不幸にして政府委員は言を左右に託して答へられないのであります、それから又鐵の供給を受けて居る所は、海軍省其他の官廳に澤山あるのであります、海軍省も鐵を製鐵所より受けて居りますが、幾何で受けて居るかと尋ねますと、是は私は海軍大臣に敬意を表します、海軍大臣は筆記を止めて御話になりましたから、幾らで計算してあるかと云ふ事は私は海軍大臣に敬意を表して申しませぬ、併ながら其製鐵所で計算して居りますものと、海軍省で計算して居るものと非常な差がある、非常な開があると云ふと云ふ事は斷言を憚らぬのであります、是は豫算が不統一であると思ふのであります、それからもう一つの點は私は米であると思ふ、米は現內閣の政策の一に算へられて居ります、山本農商務大臣、原總理大臣の御話を承つて見ますと、米價調節の爲め非常に苦心慘憺せられて居るのであります、私は國民に代つて、是は現內閣に感謝しなければならぬものであると思ふのであります、所が山本農商務大臣でも、大正八年の米は足りない、五百萬石或は六百萬石足りない、米價を調節しやうと思ふけれども、中々容易に行かぬ、是は今日齋藤委員長から御話もあり、嘗て總理大臣よりも御話のあつた通り、中々米價は思ふ通りにならないものである、斯う云ふ御話でありました、又農商務大臣に尋ねる者がありまして、米の價の相當なる點は幾らであるかと言はれましたならば、確か三十五六圓と言はれたやうであります、或は現內閣の米價調節の目的の點は、三十五六圓に在るのかとも窺はれるのであります、所が豫算を繙いて見ますと、どう云ふことが出て居るかと申しますと、陸軍省の糧秣費杯は、一石二十三圓二十錢と云ふ計算になつて居るのであります、司法省の在監費中の米の價は一石十九圓七十六錢であります、是はどうも大した違ひであらうと思ふのであります、政府は三十五六圓の所を先づ目掛けて調節しやうとして居るに拘らず政府の豫算に現はれて居るものは或は二十三圓二十錢、或は十九圓七十六錢なりと云ふ、何ぞ其開の大なる、全體吾々は斯う云ふ豫算を見ます時分に疑を起すのは、二十幾圓で何處で米が買へませうか、どうも豫算に二十圓臺と書いてあるのは辻褄が合はぬ豫算の見積は實に現代離れがして居ると思ふのであります、是は其豫算の統一せざる內閣の方針と符合せざる一の證據であります、尙ほ二十三圓二十錢で買へないでないかと追窮致しますと、政府は何と答へるかと申しますに、いやそれは臨時事件豫備費に六圓貰つて居る、一石六圓、即ち二十九圓二十錢で計算して居る、併ながら二十九圓二十錢で米が買へるかと云ふと是も疑ふ、そこで矢張是は足りない所は、來年の今頃に又追加豫算が出るのであります、全體追加豫算と云ふものは、必要避くべからざる時の外提出すべきものでない、是は法規に依つて明な事である、然るに拘らず此豫算の編成の形は、來年追加豫算を提出することを見込んで居るのであります(「ひや〳〵」と呼ふ者あり) 法規の權威何れに在りや、私は斯う云ふ豫算の編成方と云ふものは改めて欲しいと思ひます、豫算の編成に、もう少し緊縮を加へなければならぬ、斯う思ふのであります、

是が私の第一の希望であります、私は斯う云ふやうな希望を附して、此豫算全部を賛成しやうとする者であります。

〔拍手起る〕

○岩崎勲君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎君何ですか。

○岩崎勲君　討論終結の動議を提出致します。

〔「賛成々々」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　大藏大臣の通告があります。

○議長（大岡育造君）　高橋大藏大臣。

〔「動議が成立したでないか」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　成立しませぬ。

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　段々諸君の御議論を拜聽致して居りました、專ら此豫算の事に付て一言申したいと考へます、先刻武富君の御議論を承つて居りましたが、大體に於て此政府を以て無能なり、何等の經綸もない（「其通り」と呼ふ者あり）と云ふことである（「ひや／＼」と呼ふ者あり）而して又今小川君なり、或は其前に演説せられた山本君なりの説に依ると、矢張相當の經綸抱負は豫算の上に發露して居ると云ふ議論、見方に依る、昔し能く無爲にして治まると云ふ、凡庸の人の眼から見たならば、無爲にして治まると云へば、何等形に現はれぬと云ふのだが、既に無爲にして治まると云ふことは至誠以て奉公の誠心を發露する、それで其結果になるのである（拍手起る）第一憲政會の總裁たる加藤子爵は、先月二十日の大會で、此内閣の外交に對して、殊に外交の重大なる對支外交に對して、原内閣の方針は實に我心を得たり、吾人の心を得たりと言つて大に滿足せられて居る（「脱線々々」と呼ふ者あり議場騒然）

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

〔「謹聽」と呼ふ者あり〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　内政に就ては唯々無方針である（「其通り」と呼ふ者あり）或は極端な放任主義だとか言はれるけれども、事實を少し考へて貰ひたい、最も今日人々の心配をして居る所の此米の事に付ても、所謂此關税を廢して以て、商人をして自由に輸入をせしむるやうに、關税の障壁を取除いた其結果はどうであるか内閣の成立したのは九月の末である、十月、十一月、十二月に於て、税關上入つて來た米は百五十萬石以上入つて來て居る、又此一月一日以來二月十日までには、七十萬石以上の米が入つて居る、從來此十月十一月、十二月の三月に於て、百五十萬石以上の外米の入つた年が、何れの年に在るか（「ひや／＼」と呼ふ者あり拍手起る）又一月から二月の十日に至る四十日許りの間に於て、七十萬石の米が入つた年が何れの年に在るか（拍手起る）諸君は斯の如き事實を無視して、唯々空論を以て政府を非難する（「のう／＼」「ひや／＼」「空論とは何だ」「默れ」と呼ふ者あり議場騒然）

○議長（大岡育造君）　靜肅に。

○國務大臣（男爵高橋是清君）　空論と云ふのは事實を無視した點である（「空論とは何だ」「空論だ」と呼ふ者あり議場騒然）

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○國務大臣（男爵高橋是清君）　是より豫算に就て御話をする（「大臣が空論とは何事だ」「空論だ」と呼ふ者あり）豫算に就ての御議論は、此大正八年度の豫算は大缺陷がある（「其通り」と呼ふ者あり）豫算を見て甚だ危險だ（「分つたか」と呼ふ者あり）其理由としてだ、第一には歳入の見積が過大なり、（「ひや／＼」「八釜敷い」と呼ふ者あり）第二は公債政策宜しからず、二つの點である（「其通りだ」「ひや／＼」と呼ふ者あり）之に就て――少しく御聽きなさい（「謹聽」と呼ふ者あり）歳入の見積が過大だと云ふことは、先刻小川君もさう云ふ御議論であるが、大體に於て豫算委員會に於て述べたるが如く、今度の政府の方針は、成るべく豫算をして事實の成績に近寄らしむると云ふ方針を執つた（「ひや／＼」と呼ふ者あり）從來の如く豫算より增收が一億乃至二億、乃至三億も增收のあると云ふやうな豫算を立てて、政府が仕事をするならば、剩餘金が澤山出來て、是程樂なことはない（拍手起る）併ながら今日の時勢に於て國民がそれで承知しますか、（「承知は出來ない」「八釜敷い」と呼ふ者あり議場騒然）

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○國務大臣（男爵高橋是清君）　六年度の實績を基礎として、八年度の歳入の計畫を立てたと云ふことは十分な確實な根據があるので、諸君は景氣々々と云ふが、成程此景氣と云ふものは六年七年に亘つて、此景氣と云ふものが最上の景氣であつた、此景氣と云ふものは、資本に對して儲ける所の利益が非常に不斷より多い、又世間の人も此好景氣に伴れて各種の事業を新に起し、或は從來の事業を擴張して行く勢を景氣と云ふのである（「君が骨董を賣つたのも景氣か」と呼ふ者あり）此景氣の如く八年は景氣が續かぬ、斯う云ふことは何ぞ我輩一人でない、世の中の仕事をして居る人は、昨年の七月歐羅巴の戰況が獨逸に不利益になつた時分から用心して居るので、此戰爭と云ふものは、もうさう長く續かぬと云ふことは心ある者は皆な思つて居る、そこで此六年の景氣と云ふものは、どう云ふものが此景氣の種になつて居るか、大正三年、四年、五年に現實に拂込んだ資本と云ふものは五億八千萬圓あるので、戰爭前まで維新以來我國の實業界に現實に拂込まれた資本の働と云ふものは、二十億に過ぎない、二十億に滿たなかつた、十九億何千萬圓と云ふものであつた、然るに大正三年、四年、五年と、此三箇年の間に五億八千五百萬圓の新たなる資本が現實に加つた、此五年までに拂込んだ五億八千五百萬圓の資本と、從來の二十億足らずの資本と相合して、此六年の景氣を造つて來たのである、六年はそれならば如何になつたか、大正六年には現實に七億の拂込をして居る、此六年に於て七億拂込まれたものが、直ちに六年に其收益を擧げる働をするのではないので、恐らく大正六年に拂込まれた七億圓の資本と云ふものは、其半は稍々働いたかも知れない、或は十分に働いたものが半に當らぬかも知れない、して見ると此六年の景氣と云ふものは、主に從來の十九億何千萬圓の資本と、三年間に拂込まれた五千八百五十萬圓の資本が（「五億々々」と呼ふ者あり）働を爲して六年の景氣を現はして居るので、而して大正七年は如何であつたか、大正七年には現實拂込まれた資本と云ふものは十四億以上である――十四億以上である、して見ると大正六年と七年との間に、新規に拂込まれた資本と云ふ者は二十一億圓であるのである、此六年と七年に拂込まれた資本は、何れの時に働を現はして來るのか、八年以後ぢやないか（拍手起る）大正八年以後に其働をして來るのである、此新規に拂込まれた資本の働を無視して、即ち此事實を無視して唯々景氣々々と云ふ聲に浮かされて諸君が考へられるからして大正八年の歳入の積り方が過少なりとか過大なりとか言ふのである（拍手起る）「大藏大臣……せり」「何だ……せりとは」「何だ……とは」「懲罰々々」と呼ふ者あり議場騒然）

○議長（大岡育造君）　何を言ふのです。

〔「議長、我黨を責めるならば大藏大臣が空論と言ふたのを取消しなさい」と呼ふ者あり〕

〔三木武吉君「唯今の言葉を責めるならば大藏大臣の空論だと言つたことを取消しなさい」と呼ふ〕

○議長（大岡育造君）　貴方の言葉は不穩當であります。

〔三木武吉君「大藏大臣の言葉も不穩當であります」と呼ふ〕

○議長（大岡育造君）　不穩當ではありませぬ、空論と云ふのは批評の中です。

〔三木武吉君「私は不穩當と思ひます」と呼ふ〕

〔「誰が言つたのだ」と呼ふ者あり議場騒然〕

○議長（大岡育造君）　君が言つたのか。

〔三木武吉君「我輩は言はぬ」と呼ひ「言つた」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御取消しなさい。

〔「男らしくやれ」と呼ふ者あり議場騒然〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

〔三木武吉君「我輩は言はぬ」と呼ひ「取消せ取消せ」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　唯今の大臣に對する批評は度を過ぎて誹毀であります――誹毀であります、若し其誹毀を取消すならば空論を取消せとは何と交換しますか。

〔三木武吉君「我輩は信ずる」と呼ふ〕

○議長（大岡育造君）　信ずる、然らば其人の發言は不當と認めますから取消を命じます、若し取消さなければ……

〔「取消さなければ懲罰だ」と呼ふ者あり議場騒然〕

〔三木武吉君「御命じなさい」と呼ひ「懲罰々々」と呼ふ者あり〕

〔三木武吉君「議長々々、何人に命じたのです」と呼ひ「田中萬逸」と呼ふ者あり議場騒然〕

〔「議長おあやまりなさい」と呼ふ者あり〕

〔三木武吉君「其人を知らないで議長の職務が

勤まりますか」と呼ひ「議長々々」と呼ふ者あり議場騷然」

○議長（大岡育造君） 此事は唯今大藏大臣の發言が終ると共に問題に致します。

「三木武吉君「議長々々」と呼ひ「默れ」と呼ふ者あり」

○國務大臣（男爵高橋是清君） 右申しましたが如く七年八年――六年七年に於て新に現實に拂込まれたる資本が二十一億あるのであります、是が八年以後に働を十分に爲して來るのであります、之を無視してはならぬのであります如何なる不景氣が來ても其國の富が增進せぬと云ふことはないのです、戰爭の如き富を破壞する事があつた場合には卒ざ知らず、平和の時に於て景氣の好い惡いと云ふ爲めに、富の增進の度は違ふことはあるけれども、富の退きと云ふことは、未だ曾て駸々として進む國に於ては無いのである（拍手起る）故に御覽なさい世の中の堅は反動期に入つたと言うて、彼方にも此方にも今にも破產をするやうな者が澤山起つて來るやうな聲は有るけれども、事實は如何である、一月以來今日までの貿易を見ましても、矢張昨年の同季と較べて見れば增加して居ります、輸出も增加して居るし、輸入も增加して居る、輸入は成程昨年の同季に較べて見れば殖えては來て居るけれども、輸出入とも貿易の高が進むと云ふことはどう云ふものである、矢張確實なる仕事は進んで居るのであつて、大體に於て此不景氣と云ふことは、從來三割も四割も儲けた者が或はそれが一割になるとか、一割五分になるとか云ふ、利益の減るとか云ふ事はあるのである、けれども（「簡單」と呼ふ者あり）其仕事が皆破壞されてしまふ譯ではないのである（「簡單々々」と呼ふ者あり）若し武富君の如き論鋒を以て此景氣と云ふことを觀察せられるならば、六年七年に拂込まれた二十一億の資本と云ふものが、全く破壞されたものと看なければならぬ（拍手起る）恰も太平洋の眞中へ持つて往つて、資本を埋めたと同じ事と看なければ此結論が出て來ない（拍手起る）

「一大臣の貫目を害するぞそんな詰らぬ事を言ふと」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君） 言論中です。

○國務大臣（男爵高橋是清君） 斯の如き次第でありますからして、六年七年の如く世間の景氣と云ふことは續かないが、新に加つた二十一億の資本が段々働いて來るのですから、其資本から生ずる所の利益は、景氣の好い時の如く三割四割とは擧げないか知らぬけれども、矢張相當の利益を擧げて行くものであるから、國民の富もそれに從つて增し、隨つて所得も增す、故に大正六年の實績を基礎にして、さうして八年度の歳入の計畫を立つたと云ふことは、決して過大とは言はれない――相當な事である（拍手起る）次に公債の事に就て一言を致す、（「簡單」と呼ふ者あり）武富君は公債募集の計畫を非なりとせらるゝが、併ながら數萬の兵を國外に出し、世界の大戰の影響を受けて種々樣々なる臨時の費用が要る、斯樣な場合に於て公債に依らずして何に財源を求めるのか、數萬の兵を西伯利方面に出し（「誰が出した」と呼ふ者あり）艦隊は地中海の方面にも出して居る、此軍事費と云ふものを公債に依らずして何に依る積りであるか（「ひやひや」と呼ふ者あり）何れの國でも大兵を國外に動かして、公債や借入金をしないで濟むやうな結構な國は、今まで曾て無いのであります、幸なる哉我國に於ては、斯の如き世界の戰爭の影響に依つて、海に陸に兵を出したにも拘らず、我中央銀行には常に中央政府からの預金が一億乃至三億と云ふものが常に中央銀行の預金になつて居る、どの聯合國に斯の如き狀態の國があるか即ち是等は安全瓣である、第一に人民の懷の中に安全瓣がある、預金部にも安全瓣がある、中央銀行にも安全瓣がある、左樣に悲觀すべきものではない、殊に私の分らぬ事は、憲政會の諸君が先月二十日の大會に於て、黨議を以て決められて、世間に發表せられた政策が十數項ある、其中に海外に放資を奬勵して、物價の調節を圖れと云ふ事がある、海外に資本を投ずることを奬勵せよと云ふことは、前提として我國に資本が餘りありと云ふことを認めなければならぬ（拍手起る）我國の資本が先刻言はれたやうに缺乏して居る國ならば、諸君の政策として揭げられた海外放資を奬むると云ふのは何のことであるか（拍手起る「顏色なし」と呼ふ者あり）我輩は豫て樂觀と言はれて居るけれども、憲政會の諸君程の樂觀する勇氣はないのである（「顏色なし」「何が顏色がないのだ」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 靜肅に……

○國務大臣（男爵高橋是清君） 諸君は政策に於ては國民に海外に放資する事を奬勵せよ、治水の問題は速成を圖れ、運輸交通は速に計畫を立つて、さうして積極的にやれと云ふやうな事を言はれて居つて、さうして今豫算に當る時はまるで反對のことを言はれて居る（「ひや／＼」と呼ふ者あり拍手起る）又郵便貯金の利息を上げて零碎の資金を集めるが宜いとか、或は貯蓄債券を出して零碎の資金を集める、さうすると通貨が收縮すると云ふやうな御名論もあつたけれども、斯の如きものを以て、軍費を之に依つて支辨すると云ふことは難いのである、斯の如き利息を上げなくとも、郵便貯金の增加して參ることを御存じないのか（拍手起る）郵便貯金に預ける者と、利廻りを鑚んで預金をする者とは、人民の種類が違ふと云ふことは、世界到る處さうなつて居る、且又政府が郵便貯金の利子を引上げて、民間の預金利子の競爭を促したならばどうなるか、漸く民間銀行者が自發的に預金利子の協定をして、それが爲めに是れから金融界の基礎が出來やうと云ふ機運に向つて居るのに、それを打壞すやうな事をしたら、是は共に經濟を談ずるに足らぬと言はなければならぬ（拍手起る）又武富君は九年度以降の概算に付て批評せられた、恰も九年度以降の概算を以て豫算の如く考へられ、さうして議論をせられた、概算に積つてある所のものは、歳入に於ては自然增收は少しも積つてないのである、而して收入に於ては八年度に比して二千萬圓の減額を積つて豫算を取つて居る、成程此物價騰貴に關する費用は、臨時事件費で今は主に支辨して居るので、此臨時事件費が無くなつた以上は、物價騰貴の費用が悉く無くなる譯であるまい、是は矢張九年度にも及んで來るではないか、是は尤もであるが、先刻から物價の論があつたが、物價はさう自由自在に即時に上つたり下つたりするものではない、それだから如何に景氣は世間で謂ふ不景氣と云ふやうなことになつても、中々此上つた物價が、殊に日用品の必需品に至つては、物價は俄に下落すると云ふことは何れの國に於てもないのである、或は海外から入つて來る鐵の如きものとか、さう云ふ原料などに至つては、著しく價の變化を持つて來るが日用品に至つては中々容易に下るものではない、況や米の如きは俗に謂ふ「上り三年下り三年」さう云ふ惰力を持つて居るものである（「序に面壁九年」と呼ふ者あり）そこで必ず九年度にも物價騰貴に依る支出の必要を認むることは無論の話、認めなければならぬ、それ故に歳入超過一億前後のものが、十箇年表に揭載してあるのである、そこで一億前後――今日では一億一二千萬圓と云ふものは、所謂官吏の臨時手當とか、旅費とか、物價騰貴に依つて、どうしても九年度以降に認めなければならぬと云ふ事がある、それと見合せて一方に於て一億前後のものが歳入超過となつて、其積りが出してある、之を提へて常に八年度の豫算許りではない、九年度以降に於ても不安心だと云ふのは、餘りに誣ふものである、之を要するに此攻擊非難と云ふものは、唯々非難したい爲めに非難をする、攻擊したい爲めに攻擊するに過ぎないのである、先刻來謹んで伺つて居るけれども、遺憾ながら我輩は益する所がない、是だけの事を辯明して置きます。

○高松正道君 議長、議事の進行に付て意見があります。

○議長（大岡育造君） 高松正道君。

○高松正道君 唯今大藏大臣の御演說中不規則の發言でありましたが「大臣……せり」と云ふ言葉を聞きました、此言葉は何人が申しましたか私は存じませぬ、此帝國議會の神聖なる議場に於きまして、責任ある大藏大臣の演說に對して、大藏大臣……せりと云ふことの言を聞くに至つては、實に我議會を侮辱せるものと思ひます、少なくとも三百八十人の中の議員中、何者か發言したものと信ずるのでありますから、どうぞ是は不規則の發言であるが故に、何人が言ひ出したか分らぬと云ふことを以て不問に附することは、議會の面目を傷けるものと思ひます、議長は責任を以て此發言者を取調べられ、速に相當の處置に出でられんことを希望致します。

○三木武吉君 大藏大臣の演說中、何人か議場に於て……せりと云ふ事を不規則に發言をしたと云ふことを以て、直ちに本員が之を發言したるものなりと議長は速斷して、本員に對して其取消の請求をせられたことは、本員の名譽を害すること甚だ大なるものと思ふ、議長より其取消を願ひたいと思ひます。

○議長（大岡育造君） 暫く、議長の言を御聽きを願ひます、斯る事に於て間違が生ずると容易ならぬ議場の失態を來します、確に大藏大臣の演說中に、此方面から、議長の右の方面から「……云々」の（「云々とは何んだ」と呼ふ者あり）默つて御聽きなさい

（「默れ」「茂、默れ」と呼ふ者あり）斯る――斯る懲罰的な言葉は成べく少なく言ふが法であります（「ひや／＼」と呼ふ者あり）「云々」の言葉が聞えました、仍て之に取消を命じたのであります、然るに三木君はそれならば「空論」と言つたのを取消せ、さう云ふ「空論」と云ふ如きことゝは違ひます「空論」と言つたのは批評でありますが……と云ふのは誹毀に當ります、所が三木君は俺はさう信ずる（「ひや／＼」と呼ふ者あり）是は……（「謹聽々々」と呼ふ者あり）尙ほ御聽きなさい――尙ほ御聽きなさい、三木君が大臣に向ひて……と言うたと言ふのぢやないのです、今のは慥に無禮の言になりますから御愼みなさい、斯う言つたのであります、それは不穩當の言であると云ふのを制しても肯かないのであります、議場の整理に妨げのあることを强て爲さる、議場整理を妨げたものと私は、看做した爲めに此誹毀の言に對しては、此議場より取除く爲めに私は全部取消を命ずる、即ち速記より取除く（「宜しい」「異議なし」と呼ふ者あり）斯う云ふ始末を著けるのでありますが、三木君は「空論」と交換して尙ほ盛んに妨害をしましたが、此行爲は甚だ不當と思ひますから以來御愼みを願ひたい（「ひや／＼」「注意しないと選擧に影響するぞ」と呼ふ者あり）――討論終結の動議に關して決を採ります、討論終結に御異議はありますか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て討論は終結せられました、申すまでもなく、是より豫算の決を採りますが、大正八年度豫算案中甲號歳出經常部第一款皇室費は憲法第六十六條の規定に據り協贊を要せざる費目でありますから、之を除いたる外、總てを此處で是から決議を採る譯になります、扨唯今まで御議論――攻擊の御演說はありましたけれども、決を採ることに付ては何等の反對がないのであります、尙ほ併ながら議論には反對もあつたやうでありますから、念の爲めに此の日程の第五大正八年度豫算案、第六臨時軍事費豫算追加案、第七大正八年度歳入歳出豫算追加案、第八豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件（「逃げるな逃げるな」と呼ふ者あり）是だけを一括して決議を採るに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ一括して決を採ります、念の爲めに原案賛成の諸君の起立を求めます。

起立者　多數

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　大多數であります、豫算案全部は可決せられました（拍手起る）之を以て本日の散會と致します。

午後六時三十五分散會

○大正八年二月十五日（土曜日）

午後一時十五分開議

議事日程　第十三號

第一　高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律案（政府提出）　第一讀會
第二　右議案の審查を付託すへき委員の選擧
第三　大正七年法律第三十七號中改正法律案（添田增君外一名提出）　第一讀會
第四　利息制限法中改正法律案（赤尾彥作君提出）　第一讀會
第五　伊萬里、佐世保間鐵道建設に關する建議案（中倉萬次郎君外四名提出）
第六　四國海岸循環鐵道建設に關する建議案（小西和君外一名提出）
第七　四國循環鐵道建設に關する建議案（林毅陸君外四名提出）
第八　四國鐵道循環線敷設に關する建議案（高島兵吉君外一名提出）
第九　羽越横斷鐵道建設に關する建議案（小林源藏君外七名提出）
第十　若松、柳津間輕便鐵道建設に關する建議案（八田宗吉君外四名提出）
第十一　水產講習所內に淡水科特設に關する建議案（西川太治郎君外五名提出）
第十二　清津築港に關する建議案（奧田龜造君外三名提出）（委員長報告）
第十三　濃越鐵道速成に關する建議案（西田鋭吉君外四名提出）（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一昨十四日政府より提出せられたる議案左の如し
（特第一號）大正七年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

一去十三日議員より提出せられたる議案左の如し
辨理士法案
提出者　鈴木富士彌君　横山勝太郎君
司法代書人法案
提出者　鈴木富士彌君　横山勝太郎君

一昨十四日議員より提出せられたる質問主意書左の如し
市町村吏員優遇に關する質問主意書
提出者　荒川五郎君

一今十五日議員より提出せられたる質問主意書左の如し
高等教育機關增設に關聯し教育振興に關する質問主意書
提出者　白河次郎君

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に掲載す〕

一昨十四日委員長及理事互選の結果左の如し
時局の影響に因る地方税制限擴張に關する法律案委員
委員長　三土忠造君
理事　井上敬之助君　樋口秀雄君　神谷卓男君　木下謙次郎君　松井文太郎君

一昨十四日請願委員委員長及理事補缺選擧の結果左の如し
請願委員
委員長　佐々木文一君（古谷久綱君補缺）
理事　天春文衞君（佐々木文一君補缺）

○議長（大岡育造君）　是より會議を開きます、諸間事項があります、病氣に付今十五日より向ふ二週間生田和平君、所勞の爲め今十五日より向ふ十日間則元由庸君、病氣に付今十五日より向ふ二週間鈴木久次郎君、請暇の申出があります、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ之を許可致します、尙ほ葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案委員會を本會議中開會の申出があります、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ之を許可致します――日程第一、高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律案の第一讀會を開きます――中橋文部大臣。

第一　高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律案（政府提出）　第一讀會

高等諸學校創設及擴張費支辨ニ關スル法律案

政府ハ大正八年度ヨリ大正十三年度ニ至ル六年度ニ於テ高等諸學校創設及擴張費支辨ノ爲總額三千四百五十五萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ經費中帝國大學ノ擴張ニ關スルモノニ付テハ帝國大學特別會計法ヲ適用セス

〔國務大臣中橋德五郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（中橋德五郎君）　日程の第一にあります高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律案と云ふものを、去る十日に提出致しました、本案は即ち同日提出になりました大正八年度の追加豫算で、高等諸學校の創設及擴張費の追加豫算が提出になつて居ります、其追加豫算は御覽の通りに四千四百五十萬圓と云ふ資金を以て、六箇年度に各高等教育の機關を設備したいと云ふことであります、此四千四百五十萬圓の財源は、豫て御報告を致しました御下賜金一千萬圓、及借入金公債三千四百五十萬圓の二つを合せて、是が財源にしたいと云ふ考であります、さう云ふ計畫になつて居ります、其借入金及公債募集を致しまするが爲めに、本案を提出致した譯であります、此際に是は極めて簡單なのでありまするが、一應御參考に御話を申上げて置きたいと思ひまするのは、本年の教育行政に對しまする計畫は各種のものがありまするが其主たる目的は、一は教官の待遇を厚くしたいと云ふ趣意に出でまして、總豫算に於て既に高等諸學校の教官の俸給の二割增と云ふものを見込みまして、それは既に本院に於て可決になりました、其外に又一般官吏と同樣、五割の臨事手當を來年度に於て支給すると云ふ計畫になつて居ります、又中等教育に從事する教官及普通教育に從事致しまする教官に對しましても、矢張同樣に相當なる增給、若くは臨時手當を支給致したいと云ふ計畫を致しましたので、それは前回に於て政府より提出致しました、時局の

影響に依る地方稅制限擴張に關する法律案と云ふものに依りまして、地方稅の制限を緩めまして、其財源に依りまして、中等教育に關係致しまする教官、及初等教育に從事する教官の待遇に對する經費を生出したいと、斯う云ふことになつて居るのであります、而して是は一體の教官の待遇に對して計畫を立てまして、一方には此高等學校――高等諸學校と云ふもの丶增設を緊急必要なりと認めまして、追加豫算案を提出した譯であります、其豫算案に附帶致しまする法律案が即ち此法律案でありますからしてどうか御審議の上で御賛成になるやうに希望致します

「拍手起る」

○議長(大岡育造君) 質疑の通告があります、井原百介君。

「井原百介君登壇」 「拍手起る」

○井原百介君 私は本問題に對しまして、關聯した種々の問題はありますが、時間を省きます爲めに、殆ど直接此案に關係のあることだけを質問致したいと思つて居ります、併しながら此の高等教育の機關となりますれば、自然是れは初等教育から及ぼさなければならぬ問題であると思ふのであります、故に中小學に於ける教育の事に就て、一二御意見を伺ひたいのであります、今日の初等教育に於きまして其效果の頗る不完全なる點を多々見るのであります、併し此點を一々擧げますならば、非常に時間も費しまするし問題外に涉る虞がありますから、先づ本問題に關係ある事だけを御尋したいと思ふのであります、其小學教育が、如何にして高等教育機關に關係がありますかと云ふと、言はずして明なる問題でありますが、兎も角も今日の小學教育に於ける教育の狀態を見ますると、小學の教員の殆ど全部、校長以下各教員は、自分の養成して居る所の生徒を高等の學校に入れやうと云ふことを、第一の目的として居る如くに見えるのであります、果して是が初等教育即ち普通教育の目的でありませうか、此點に於て大に考慮しなければならぬと考へるのであります、其方法を一々申上げれば長くなりますが兎も角も小學校を卒業する場合に於て、自分の所の學校の卒業生の幾人が中學校に入つたと云ふことを以て、學校の校長首め教員が誇として居る狀態であります、是が即ち第一校長首め教員の頭が何れに在るかと云ふことを推測するに足るのであります、小學校は決して中學に入るべき者を養成するが主眼ではないのである、所謂普通の教育である、義務教育であるのであります、然るに之を終つた所の者は、成べく多く中等學校へ入れよう、中等學校、殊に中學に入れやうと力めて居るのであります、又監督者に於ても、中學に入る者が多ければ、其學校の成績が良いものと見ると云ふことが、一般の風になつて居るのであります、此方針は果して文部當局者に於ては、宜しいものであると云ふ御考であるか、所謂眞の義務教育普通教育の目的を誤り易くするではないかと思ふのであります、此小學校に於ける教育と云ふものは、教員自らが唯々教場に於て生徒を教へると云ふだけでなくして、十分其者の家庭に就き、其者の腦髓の發達の狀態を見、健康狀態を調べ、果して此生徒は中學に進み、高等學校から大學に入り得る者であるや否やと云ふことを、教員としては十分に調査する義務があるのであります、此點に於て現在の教員は頗る冷淡である、唯々學校內の監督をし、教育をすると云ふに過ぎないやうな狀態である、隨て學校を出る所の兒童は、成べく中學校に行きませう、成べく大學に行きませうと云ふ頭の中に、在學中からなるやうなことになるのであります、幸にして其教育に從事致します所の者が、前申上げました如き親切なる考を以て兒童を教育して行きますならば、其者の方針は過たずして、實業に就くべき者は就くやうな考を初めから持つてありませうし、或は中學に入らずとも、實業學校に入るべき者は、其方針に頭を向けて行くのであります、然るに現在の小學校の狀態はさう云ふことになつて居らぬ、實に不親切の有樣になつて居るのであります、斯の如き方法に依るが故に、此教育を受けた所の者は、成べく中學に入らうとしそれから又中學に入りますと、中學は殆ど高等學校の豫備校と云つたやうな、狀態であるのであります、是亦小學校と同じやうに、自分の所を卒業した者の何分の一は、高等學校に入つたと云ふことを以て誇として居るのであります、幸に中學卒業生は高等學校に入らず、或は高等の實業專門學校に入ると云ふ者も、近年は幸に殖えは致しましたが、兎も角も進んで高等教育をどうでも受けなければならぬと云ふ教方である、又學校の生徒もさう云ふ頭を以て常に學問をして居るのであります、中學校なるものが、果して高等程度の學校に進むべき所の豫備校であるとするならば、それでも宜しいでありますが、中學なるものは、即ち普通の中等の生活を爲す所の者が心得なければならぬ學科を教へるのである、徒らに高等の學校に進む者ばかりを教へる處ではないのであります、幸に先達多少改正されまして表面上は中學の四年から上に進むべき者は、更に上に進めると云ふやうな途も開かれたのでありますから、幾分か其目的が變つては來るかも知れませぬが事實に於て果して是が實行されませうか、今日の狀態で行きましたならば、矢張此中學を終へたならばそれが所謂中流の社會の人となつて、それを以つて自分の身を立てゝ行から、自分の職業を立てゝ行かうと云ふ者は殆ど無くなりはしまいか、徒らに是非高等の教育を受けなければならぬと云ふやうにさせると云ふことは、其者に對しての健康狀態、腦の發達の狀態、或は家庭の關係と云ふやうなことで行かれぬ場合も多いのが、徒らに親に迫り或は親族に迫りして、學資の無い者も徒らに學資を他から求めて入り、中途にして退學をしなければならぬ者が多くなりはせぬかと云ふことを虞れるのである、今日までの事實は確にさうであるのです、で斯の如くして中學を出ました者が、徒らに高等教育ばかりに進むと云ふ方針を執つて行きましたならば、所謂社會に於ける、殊に實業界に於ける將校ばかりを多くして下士卒が少くなると云ふことになりはしませぬか、徒らに將校ばかり多くても、實際其職を盡し、其任に當る所の下士卒が多くなければ何等功を成さないのであります、殊に今回の高等學校の增設であります、此事は決して私としても、爲すべからざるものと云ふ考は厘毫も持たぬのであります、將來必ず斯くなければならぬものと云ふことは、私も確く信ずるのでありますけれども、今日の小中學校に於ける狀態が、果して斯く急に高等學校の澤山を增設するの必要があるや否やと云ふことを疑ふのでありますで唯今までの所でも、今申上げた如く小中學校に於ける所の卒業生が餘り多く、高等の教育を受けると云ふことに熱中し過ぎはせぬか、社會が又それを誇とすると云ふことになつて居りはせぬかと云ふ考を持つて居るのであります、此場合に於て中學を卒業する所の者は、殆ど全部高等學校に入ると云ふことの設備を設けられたならば、今申上げた所の弊害を益々增長させると云ふことにはなりはすまいか、向學の意思の起ると云ふことは何所までも結構でありますけれども、程度問題である、國力に關係をしなければならぬ、之を考へずに、徒らに上に進むことを奬勵するやうな方法を尙ほ文部省も執られんとするものと、此場合に於て私は考へなければならぬと思ふのであります、勿論中小學校の設備が十分に出來て 目的を十分に達せられるものならば宜しいのでありますが、是が達せられぬのであります、其場合に於て、或意味から言ひますると多少變ふべき點がある、即ち高等學校に多く進むことを奬勵するやうな手段は、私は避けなければならぬものではないかと云ふ考を持つて質問をするのでありますが、此點に於ては、當局者は如何に御考であるか伺ひたいのである、前に申上げた小學の教育の不完全なりと云ふことに付て更に一つ申上げたいのは、即ち良教員を得ることが出來ないと云ふことであります、それが一つの缺點で、今のやうな弊害も起つて來るものと思ふのでありまするが、其小學教員に對する所の待遇が如何にも氣の毒であると云ふ事は、過日來屢々此壇上に御意見が出たのでありまする、私も之に就ては深く同情して居るのであります、で此氣の毒の狀態に在るのであるが故に、小學教員にならうと云ふ志を懷く所の者は、社會に立つて相當の仕事を爲し得る者には少ないと云ふ事になりますで之に對してどうしても特別な一つ扱をされると云ふ事を文部省がされなければ、僅かな實質上の三圓か五圓の增給位で、良教員を得ると云ふことは迚も出來ないものと思ふ、現在論より證據、師範學校の近年の志願者の狀態を調べて見ますと云ふと、此六七年前とは非常な違である、志願者の數が非常に少い、處に依ると云ふと、或は募集人員に足らないと云ふ處もあるやうに聞いて居ります、で此足らないと云ふことは、何が故であるかと云ふことは、申すまでもなく、卒業後の目的が無いと、云ふことになるのであります、現に電車の車掌にしましても、東京は僅か三十圓に初任がなつて居るやうですが、大阪の方は三十五圓乃至七圓と云ふのが電車の車掌の初任であります、然るに師範學校に入ります所の者は、三年の教育を受けて、さうしてそれを出ました者が漸く二十二三圓か四五圓になると云ふことは、實に社會の狀態と權衡を得ないのであります、隨て他日教員とならうと云ふ意思を持つ者が無くなるのであり

ます、で此點に就ては深き御考が無ければ、如何に高等學校を増加しましても、完全に目的を達することは出來ないと云ふことを私は信じて疑はぬのであります、で是等の點を考へまして、私は決して此高等諸學校の出來るのに、絶對に不賛成は致しませぬけれども、寧ろ私は時期尚ほ早くして、中小學校の設備に十分の力を盡された方が宜くはないかと云ふ考を持つて居る次第であります、それから今回の此御提出になつて居る所の案、此案に對して直接關係のある二三の質問を試みたいと思つて居りますが、今回の案は、公債若くは借入金を以て之を新設すると云ふ唯今御説明であつたのであります、で若し唯今の御説明の如きものであるならば、過日來頻々と其報に接しまする所の、地方長官に對する寄附の御勸誘は、必要はないものではないかと思ふのであります、勿論斯の如き事業に富豪の寄附を待つと云ふことは極めて結構な事である、富豪がして呉れると云ふことは、誰しも望む事でありますが、一面に於ては地方費の經濟に非常に困難して居る今日、富豪の寄附以外に、地方費抔から寄附をさせると云ふやうな御計畫がある如く伺つて居りますが、果して是が事實でありますか、若し事實とするならば、斯の如きものを非常な困難な今日の場合に於て地方費から支辨させると云ふことは、適當であるや否やと云ふことを疑ふのでありますが、此點に就て御答を願ひたいのであります、或場合には――是は確に私は其地方で調べたのでもありませぬ、又當局者から聞いたものでもありませぬけれども噂若くは新聞に過ぎませぬが、此寄附を強要される爲めに地方費のみでは出來ないから、縣債を起さうと云ふやうな申合までして居る處もあるやうに聞いて居りますが、實否は兎も角もさう云ふ状態である、之に就ては私共は間違であるかどうかと云ふことを伺ひたい(「無論間違だ」「質疑は簡明に願ひます」「簡單」と呼ぶ者あり)それから此寄附金に付ては、追々地方長官を御召電になつて御勸誘になつた結果略々寄附金額も定つて居つた、所が又どう云ふ原因であるか、或は其寄附金の以前百萬圓と云うたものは其半額で宜しい、八十萬圓と云うたものは、其半額で宜しいと云ふやうな事の御通知があつたかのやうなことを聞いて居りますが、是は果して無い事でありますか、若し有つたとすれば、何故にさう云ふ事が起つたのでありませうか是も伺ひたい、寄附金の事に付きましては是だけに止めて置きますが、學校の位置の事であります、學校の位置は無論十分に御考になつた事とは考へまするが、是は餘程愼重に愼重を重ねて定むべきものと思ふのであります、徒らに地方に唯々分布して、不公平がないやうに、甲の地方にも乙にも丙にも、一校づゝ置けば宜いと云ふやうなものでは決してないと思ひます、殊に其學校の種類と云ふ事に至つては、大に考へなければならぬものと思つて居りまするが、大體此學校の程度が高くなれば高くなる程其位置の選定が六ヶ敷いのであります、それは色々な原因がありまするけれども、唯主なる點を申しまするると、志願者の數に地方に依つては非常に多少があるのであります、志願者が少なければ、隨て不十分な生徒しか得られないのである、志願者が多ければ、十分な選擇が出來る結果として、隨て其卒業後の成績も十分であると云ふことになりますが、志願者の少ない所の學校は必ず其成績が良くないと云ふことは、今日までの――現在有ります文部省の直轄學校に就て考へて見ても明に分つて居ります、それから尋で場所を選む必要のある點は、即ち教員を得らるゝや否やと云ふことである、土地の繁盛な所であるならば、教員たるべき者は喜んで行きますが、偏在して居る所でありますと云ふと、行つても亦屢々之が更るのであります、教員の更迭と云ふものが非常に頻繁になると云ふことは、今日までの事實に於て是亦明かである、隨て完全なる教育が出來ないと云ふことになるのであります、學校に於ける教員が屢々更ると云ふことは、其學校の不幸と云ふことは言ふまでもない話であるのであります、是が第二點、それから教材を得ると云ふことが又非常に困難、殊に學校の程度が高くなればなる程、總ての機械類に於ても、或は書籍に於ても、其地方で得られぬものが多くあるのである、之を一々都會の地方から取寄せなければならぬと云ふことは、場合に依つては、殆ど一時其授業を休止しなければならぬやうなことが起つて來る事實があるのであります然るに今回の文部省の御豫定になつて居る所を伺ひますと云ふと、唯々彼の地方には學校が少ないから置け、此地方には多いから止すと云ふやうな方針ではないかと思はれるのであります、殊に其專門科の選擇が如何であるかと云ふことを疑ふのであります現に大分或は福島あたりに商業學校を置かれると云ふやうな話も伺つて居りますが、若し事實であれば是等は如何であるか、又福岡に高等學校を置かれるやうな御計畫があるやうに承つて居りますが、福岡の隣縣たる熊本には、現に高等學校があるのである第五高等學校があるのであります、それに直ぐ其鄰りの福岡に高等學校を置くと云ふ必要がありまするか、寧ろ商業學校の方を置かれた方が、福岡抔では最も適當のものではないかと思ふに拘らず、之を置かないで、高等學校を置かれると云ふ御計畫があるやうに伺つて居ります、其他詳細の事はまだ伺ふことを得ませぬけれども、兎も角も其配置方は最も私は適當でないやうに思ふのであります(「のう〱」と呼ぶ者あり)昨日の豫算委員會にも質問があつたやうに聞いて居りますが、此醫學校の如きものも隨分偏在して、東京の直ぐ鄰りの千葉には、矢張醫科の大學を置かれると云ふやうな事になつて居りまするが、さうかと云つて東海道方面には此のものは置かれると云ふ御計畫もないやうであります(「簡單々々」と呼ぶ者あり)彼是色々な點を考へて見ますと配置の意味、吾々に於て唯々學校の種類を擇ばず、唯々地方に廣く分布すると云ふことに傚して、御決定になつたものかとも思はれる、此邊は十分に御説明を願ひたいのである、最後に伺ひたいのは教員の事である、斯く多數の學校を八年から十三年に亘る六箇年の間に養成する約八百人の教員である、此八百人の教員と云ふものが高等教育に從事するのであるがさう云ふやうな人が、さう短時日の間に得られるものであるかどうかと云ふ事は、大なる問題と思ふのであります、勿論大學を出る所の數は、それ以上にあることは言ふまでもないのでありますが、苟も高等の教育をしやうと云ふ所の人に對しては、十分の御選擇があらねばならぬのであります、如何に金を多く出しましたからとても、果して其高等教育に從事すべき適當の人が得られると云ふ事には行かぬ、決して人物は金を以て買ふことは出來ませぬ、假令人物がありましても、其人が希望がそこに置いてなければならぬのである、希望の無い者を、學資をやるから是非なれと言つた所が、さう云ふ事は迚も出來るものでないのでありますが、私は疑ふ、此僅か六箇年の間に於て、高等教育に從事し得る所の教員の八百人を得ると云ふことが、果して出來るものであるかどうかと云ふことを疑ふ者であります、是が十分御見込のあるものであるかと云ふことも一つ伺ひたい、それが私の質問の要點でありまするが、唯々玆にもう一つ最後に伺つて置きたいものは、此御配付になつた所の参考資料であります、此参考資料に依つて見ますと、高等諸學校に志願する者が毎年年二萬人ある見込であると云ふことでありますが、此先にあります所の收容力の所を見ますると云ふとそれまでは無いやうに思ひます、是は多分公私立學校の所謂高等程度の學校と云ふ御見込で、此數が足らないのであるかとも思ひますが、他の方面を見ますと、餘り公私立の高等の學校に於て、此數を御計算が餘り多くないやうに思ひます、唯々今日の收容力が是だけあると云ふことだけで、將來公私立の學校に對しては、之を擴張する、若くは新設すると云ふものに對して、どれだけの見込があると云ふことの御見込が、之に舉つて居らぬやうであります、之を私の最後の質問と致します(拍手起る)

○議長(大岡育造君)　中橋文部大臣。

〔國務大臣中橋德五郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣(中橋德五郎君)　今の御尋に御答致します、大變箇條が多うございますからして、簡單に致します、今日の小學校――初等の學校に居る者が中學校へ行きたがる、中學校に居る者は成るべく上へ行きたがると云ふ趨勢は、私共もさう云ふやうに思つて居ります、是は日本に於て教育の好きだと云ふ日本人種の一つの特性が發揮して居るのだらうと思ひます、けれども近來の趨勢を見ますと、餘程變つて來つゝある、恐らくまだ〱變ります、と云ひますのは中學校の數が當時さつと三百三十五ですか、官私併せてある譯である、是は二十年前には此何分の一しか無かつたものであります、所が又一面乙種農學校、乙種商業學校、或は工業學校、徒弟學校、又補習學校と云ふやうなものが餘程澤山出來つゝある、近年になつてもさうである、近年は益々其發達を見つゝある譯でありますから、此所五年十年の後には、各地方には農學校、商業學校の乙種のものは餘程出來るやうになります、と云ふのは詰まり國民自ら――父兄自ら從來の何でもかんでも中學に行くことは、丁度今御話の通り餘り感心しない、故に商賣人になりたい者は乙種商業學校に行く、農家にな

りたい者は乙種農學校に行くと云ふことになりつゝあるので、非常に喜ばしい傾向と思つて居ります、其點は日本國民が自ら之を矯正しつゝある、又大變好い事であると思つて、私共もそれを奬勵する積りで居ります、それから中學校を卒業した者の御話の中で、皆な高等學校に行くと云ふ御話でありますけれども、是は今御持になりました參考書にある通りでありますから、大抵御覽だらうと思ひますが、大正六年の何に依りますると、高等學校の入學試驗を志願した者が一萬千餘人、其中二千三百人入つて居る、それから實業專門學校其他の專門學校に志願をした者が二萬人餘になつて居ります、其中三千人程入つて居る、斯う云ふやうな譯で、高等學校には四分の一か五分の一しか志願をして居ないのである、矢張各種の實業專門學校、或は其他の專門學校と云ふやうな工合に是は別れて居る、其方が倍以上の志願者を持つて居るのでありますから、今後今日の如く上の方の機關の不足の時に、各種學校に向つて入學する志望者の配置と云ふものは、今後學校が餘計出來ますから餘程變化致します、併ながら今日の所では斯う云ふ現況でありますから、それを基礎と致しまして、今日の目下の急場を凌ぐ計畫を立てた譯でありますが、茲に序に御話して置きますが、一番終りに御尋になりました二萬人しか志望者が無いのに少し餘計だと云ふ御話がありましたが、それは一寸表を御覽が落ちたのでないかと思ひますが、大正六年度――七年度はもう少し殖えて居ります、六年度に於て入學試驗を――中學を出た者で上の學校に志願をした者は丁度六萬人居る――五萬何千人、其中一萬三千幾らが入學を許された、斯う云ふ實況になつて居りますから、それは一寸表をもう一遍御覽を願ひたい、そこで二萬と云ふ數を此方で踏みましたのは、此數が――是は丁度今日の電話の申込と同じ事で、入れないものだから毎年ずん〳〵溜つて行く、三年も四年も溜つて居るから、斯う云ふやうに五六萬になつたのでありますから、段々入つて行けばまだ〳〵受驗者は少くなるだらうと思つて居ります、是は六年先きを見込んで二萬と云ふことにしたのでありますから、さう云ふやうに御諒承を願ひます、それから寄附の事に付て、寄附を勸誘して居ると云ふ御話がありましたが、是は何か誤聞でないかと思ひます、當局に於ては寄附を勸誘して居りませぬ、各地方長官に向つて、唯々下準備の打合を今日して居ります、それは何故かと云ふのに、豫て此頃申込んで御出でになつたのもあります、數年前から毎年御申込になるのもあります、色々御希望の地方がある、それで來て貰ひまして、下打合を今日やつて居るやうな譯であります、それに對しては、此前の內閣に於てやられた時分には、餘程財政が窮乏であつたか如何な都合でありましたか、中には各府縣の縣債等の如きものを、寄附の一部に供して居る所があるのであります、併し今同御話して居るのは、此寄附は一體出來るならば富豪の人にやつて貰ひたい、縣債は一切御斷りしたいと云ふことを御話して居るやうな譯であります、是併しまだ些とも固まつて居りませぬ、下打合を――本案が通過しない位でありますから、單に從來の御希望の所に對して下打合をして居るのであります、今一つは今回は政府が資金を以て此計畫をするのでありますから、全部寄附に待つと云ふやうなことは、致したくないと思つて居ります、成べく縣の力の貧富に依りまして、十分なる斟酌を加へて、餘り迷惑を掛けぬやうにしたい、向ふから幾ら申出があつても、餘り御迷惑を掛けぬやうにしたいと云ふ工合で御相談して居りますそれから位置の事でありますが、是は銘々の計畫及見込の事であります、私共今回計畫を致しましたのは、どうも日本の智識の配置が洵に偏して居る中央に餘り偏して居る、大都會に偏して居る、故にどうしても日本の國の全體を一樣に平均して、一體に發達を圖らうと云ふのには、矢張此文化と云ふものを第一に一樣に發達するやうにしたい、斯う云ふ考を持つて居る譯であります、故に今回に於きましても從來は例へば宮崎縣とか或は四國と云ふ處になると何時まで待つても學校を拵へない、鐵道にしても何時まで待つても拵へないと云ふやうな話で、存外に朝鮮に鐵道が出來て見たり、臺灣に鐵道が出來ると云ふやうな譯になる、是はどうかして鐵道だの、學校だの教育だのは、一律に出來るだけ平均をして全體の國民の智識が進歩するやうになつたならば、我國の開發上、餘程今よりは趣を異にせんと思ふやうな考で成るべく是は全國に配置したいと云ふ計畫を立てたのであります、それから地方に學校を置いたならば教員を得難いだらうと云ふやうな御話でありますが、是は井原さんのやうに教育に玄人の御考では色々御心配になりませう、多少の困難はありませう多少の困難は打勝つ積りであります、それから急に八百人の教員は得られないと云ふ御話でありますが、是はやる考を持つて居ります、それ故に少し金は高く掛つて居りますけれども、是で行く積りでありますから、是はどうぞ御安心下さつて御任せ下さつたらどうかと思ふやうな譯であります(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 西川太治郎君。

〔西川太治郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○西川太治郎君 私は、唯今中橋文相から御話に依りますると、地方に對して金錢は勸誘して居らぬと云ふことでございました、或はさうかも知れませぬが、併し私は事實に於て今此事を御尋したい事がございます、我滋賀縣に於きまして高等商業學校を設けられると云ふことは、私共深く歡迎する所でございます、之に就きましてはどの方面から勸誘であるか何か知りませぬが大津市に於きましては二十萬圓を寄附する、それから彥根地方に於きましては五十萬圓を寄附する、斯う云ふやうな申出に對しまして地方長官はどうも大津市の二十萬圓と云ふのは、確實なる證據を見せて欲しいと云ふことであつて、大津市會の決議を經まして、二十萬圓の市債を起して直ちに之を證據にしやう、寄附の募集の時期が無い斯う云ふことから過日決つた譯であります、又彥根地方に於きましては、五十萬圓を有志の寄附に依つて出す、斯う云ふことでございました、所が近頃承りまする所に依ると、三十萬圓の差がある所の彥根町に內定したと云ふことであります、是は地方長官が有志に示した所でございます、之に依つて見ますると、金錢の寄附の高に依つて、土地を左右されたものではないかと想像されるのでございます、此兩方の土地の利害に就きましては、大津市は御承知の通り京都に接近して、大學其他の高等學校との連絡が取れるのであります、又地方廳の所在地でございます、又大津市に於きましては、乙種商業學校を甲種に變更すると云ふことの決議が、市會に於て決議されて居るのであります、斯の如き連絡の上から致しましても、私共は大津市を適當と思つて居ります併ながら今日に至りまして、一地方の間の區々たる地方の僅かな土地に依つて彼此申さぬのでございますけれども、唯々茲に憂ふべき現象が生じたのであります、此問題の爲めに、大津市長は或は此際辭職するやうな有樣でございます、是は地方からの報道に依るのでございます、御承知の通り、內務の當局は御承知でございませう、大津市は市長の候補に付ては何時も困難を致しまして、自治制に就て甚だ憂ふべき現象を何時も呈して居るのであります、唯今の市長は極めて公平な方であつて、總ての黨派が總て此市長に信賴して居るのであります、今回寄附の問題から斯の如き事を來したと云ふことは、甚だ私は歎くのでございます、就きましては此際に政府當局者は、彥根に內定したと云ふことが、斯う云ふ事情であることを明にされて、自治體の變動を來さゞらんやう、自治體の動搖を來さゞらんやうにしたいのであります、尙ほもう一つは彥根に內定されたに付ては、健康地の如何であるかと云ふことを御心配になつたか否かと云ふことを私は質問したいと思ひます、御承知の通り滋賀縣には一つの風土病がありまして、是は多年の憂とする所でございますが、大津市に於きましては、九聯隊の創立された頃には此病があつたのでございますが、兩疏水の關係、瀨多川、宇治川の浚渫工事の爲めに淤泥を流されて、唯今では此病は根絕したのであります、彥根地方に於ては、此淤泥の堆積の爲めに此病氣が常に流行して居るのであります、丁度今日の惡性感冒のやうなもので、或は一層それよりも激烈なものであります、併し彥根に決定したならば、私は希望致します、願くは此病源に對して、內務當局者と文部省と打合せまして、此「マラリヤ」熱、此癘をば根絕することの方法を講じなければ、折角多數の生徒を收容して高等の機關を其處に設けましても、其學生の衞生上に甚だ心配のことであります、幸に是等の事に御盡力ありたいものでございますが、是等の點に就ては如何な御考でありますか、御親切なる御答辯を得て地方の圓滿を圖りたい考でございます。

〔國務大臣中橋德五郞君登壇〕

○國務大臣(中橋德五郞君) 唯今滋賀縣に高等商業を置くと云ふことに付て、位置のことに就て段々御話がありましたが、實は其地方の寄附のことに就て其縣內の事に就ては、當局は一向相談に與つて居りませぬから、多少の報告は得て居りますけれども、委しい事は存じませぬ、又知事から色々話もありますけれども、それは縣內の事でありますから此方に

於ては、餘り其點の討議に與りたくないのであります、强てどう斯うしやうと云ふ考ぢやありませぬ、それから位置が――そこまでも御話が無かつたやうでありますけれども、寄附の金額に依つて――狹いと云ふと失禮ですけれども、滋賀縣は餘り大縣ぢやありませぬな、位置が金で決つたやうに考へなさるのはそれは何か御間違ではないかと思ひます、私の方では位置は略々内定して居る譯であります、それはどうか誤解の無いやうに御願します、從前明治十八年に、初めて高等學校を前の森有禮先生が設けた其時分には、隨分寄附で競つて歩いた、私は金澤であるが、現に其時分に運動した一人である、金を十萬圓出せ、さうすればお前の方に持つて行つてやると云ふ事で甚だ困つた、此度は餘りさう云ふ事はしたくない考であります、それから大津市の自治體の事を御話になりましたが、是は洵に若しさう云ふ事があれば御氣の毒な話で、殘念の至りでありますがどうかそんな事のないやうに、貴方がたが御心配下さつたならば宜からうと思ひます、それから「マラリヤ」の病氣の御話、是は……衞生上十分に當局としては注意をして、各種の方法を講じて根絶しなければならぬ、臺灣の如きは御承知の通り、十年掛らずして彼の通り「マラリヤ」の流行と云ふものは殆ど無くなつたから、滋賀縣なども餘り六け敷くないだらうと私は思ひます。

○議長(大岡育造君) 近藤達兒君。

〔近藤達兒君登壇〕

○近藤達兒君 私が御尋しやうと致しました事柄は前の質問者に依つて大體御尋になりまして、又文部大臣の御答辯に依つて略々了解致しました、併ながら唯々一點尙ほ御尋したい點があるのであります、唯今滋賀縣の事が問題になつて居りますが、文部當局と致しましては、高等諸學校を設置するに當りまして、如何なる土地に此高等學校を設置するかと云ふことの、或は經濟、或は交通、或は衞生、或は縣廳の所在地と云ふが如き確乎たる標準があるのでありまするか、又此位置は其府縣の人々に一任すると云ふ御考でありますか、此點を明確に御伺致したいと思ふのであります、で近來新聞紙上にも散見致しまするし、又唯今滋賀縣の問題の如く、位置に就きましては、各地方ともに、或は寄附金の多寡に依つて、此高等教育機關が置かれるのではないかと云ふやうな事からして、非常なる競爭若くは運動を致して居るのでありますから、是等の弊害を除く爲め一般その縣民の意を安んずる爲めに、之に對する明確なる標準を御示にならんことを希望致す次第であります。

〔國務大臣中橋德五郎君登壇〕

○國務大臣(中橋德五郎君) 此高等諸學校の設置の位置に就て、今近藤さんから御尋がありましたが、是は先程も申しました通り、此十八年の時には、どうも初めから確定して居つたのかどうか、私共は疑つて居りました、それから昨年度のもどうであるかもう併し大體は決定して居つたのではないかと思ひます、併し今回のはさう云ふことをしない、當局に於て決したので、故に各地方には相談を致しませぬ是だけを……

○議長(大岡育造君) 日程第二、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 本案は時局の影響に因る地方税制の擴張に關する法律案の委員に併せて付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ岩崎君の動議の如く決します――日程第三、大正七年法律第三十七號中改正法律案の第一讀會を開きます。

第三 大正七年法律第三十七號中改正法律案(漆昌巖君外一名提出) 第一讀會

大正七年法律第三十七號中改正法律案

大正七年法律第三十七號中左ノ通改正ス

第一號「生牛」ノ下ニ「及生牛肉」ヲ加フ

○議長(大岡育造君) 提出者漆昌巖君。

〔漆昌巖君登壇〕

〔拍手起る〕

○漆昌巖君 唯今日程に上つて居りまする所の大正七年法律第三十七號中の改正法律案と申しますのは其内容を申上げますと極く簡單な案でございまして第一號に「生牛」とございますのを、其下に「及生牛肉」と云ふ四字を加へたいのであります、是は朝鮮より牛の輸入を致しますのを、關税を免じてあつたのです、然るに此生牛肉――屠殺した肉に於ては此關税が免じてない、甚だ其當を得ないやうな工合でございまして、今日は多く支那の青島から當事者が多少奬勵して牛肉を輸入致しますが、是は多中は宜しうございますが、夏になると甚だ困る、是は尤も冷藏庫でも設備をして、さうして輸入すれば出來ぬことはないが、さうすると又一方に高價に當るやうになる故に、此朝鮮に於て奬勵すると云ふことが一番便利の方法である、それには關税を免除致して――是は關税も洵に微々たるものでございまして、税源に關係もございませぬ程のことでございます、さう致しまして之を奬勵すれば、食糧調節の萬分の一にも或は當らんかとも思ひます、どうぞ宜しく御審議の上御賛成を願ひます。

○岩崎勳君 本案は大正七年勅令第三百七十三號承諾を求むる件外二件の委員に、併せて付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ岩崎君動議の如く決しました――日程第四、利息制限法中改正法律案、第一讀會を開きます。

第四 利息制限法中改正法律案(赤尾彥作君提出) 第一讀會

利息制限法中改正法律案

利息制限法中左ノ通改正ス

第二條中「元金百圓以下ハ一ヶ年ニ付百分ノ二十(二割)百圓以上千圓以下百分ノ十五(一割五分)千圓以上百分ノ十二(一割二分)以下トス」ヲ「元金百圓未滿ハ一ヶ年ニ付百分ノ十五(一割五分)百圓以上千圓未滿ハ百分ノ十二(一割二分)千圓以上百分ノ十(一割)以下トス」ニ改ム

○議長(大岡育造君) 提出者赤尾彥作君。

〔赤尾彥作君登壇〕

〔拍手起る〕

○赤尾彥作君 提案の理由を簡單に申述べます、御承知の如く現行の利息制限法は、明治十年の九月十一日附を以ちまして、其當時の御布告に依る法律で發布せられた規則でございます、それ以來年月を經過すること既に四十年以上に達して居る次第であります、それ故我國は爾來日々月々進歩發展を致しました爲めに、此利息制限法を發布された當時の狀況と、今日の狀態とを比較對照致しますれば、恰も隔世の感があると云ふことは、何人も認めて居る狀態であるだらうと考へます、それ故に其結果として我國の經濟界に於ける公定利率なるものも、利息制限法を發布せられたる當時と、今日とを比較致しますれば、其利率の高低に於て非常に相違を來して居ることも明かな事實であります、果して此利率の高低に相違を來して居ると云ふことが明かでありますれば、此時勢に適應しない所の利息制限法の改正をすると云ふことは、當然の事實であると私は考へまして、此提案を致した次第であります、加之現時社會の狀態を見ますれば、貧富の懸隔が追々其度を高めて參りまして、此二つの階級の間に、面白くない關係を生ずる處ある、今日に於きまして、此利息制限法を改正致しまして、其惡影響の緩和を圖ると云ふのも、一の社會政策上の事業であると云ふ考を以ちまして、本案を提出致した次第、どうぞ御賛成を給はらんことを願ひます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君 本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ本案は議長指名九名の委員に付託するに決しました――日程第五、伊萬里佐世保間鐵道建設に關する建議案を議題と致します。

第五 伊萬里、佐世保間鐵道建設に關する建議案(中倉萬次郎君外四名提出)

伊萬里、佐世保間鐵道建設に關する建議

一 佐賀縣下伊萬里より長崎縣下田平を經て佐世保に至る鐵道

右鐵道は産業の發展交通機關の不備を補はむか爲急設の必要を認む政府は速に調査を遂け建設せられむことを望む

右建議す

○議長(大岡育造君) 牧山耕藏君。

〔牧山耕藏君登壇〕

〔拍手起る〕

○牧山耕藏君 本案は提出者中倉萬次郎君より説明

せらるゝ筈でありましたが本日風邪の爲め御見えになりませぬ、そこで本員より簡單に提案の要旨を申述べたいと思ふのであります、此鐵道は佐賀縣伊萬里より長崎縣の田平を經て佐世保に到る線でありまして、此線路の長さは約三十七八哩であります、之に關する建議案は既に五回程九州出身の同僚議員に依つて提出されまして、其都度滿場一致の贊成を得て、本院を通過致したのであります、但し當時の提案の理由は、福岡縣の吉塚より分岐を致しまして、佐賀縣の唐津伊萬里を經て、長崎縣の田平より佐世保に接續する鐵道でありましたが、此中の福岡縣より唐津を經て伊萬里までは、昨年北九州輕便鐵道會社に敷設が許可されまして、遠からざる將來に貫通を致すのであります、それで當時の建議の一部は目的を達したのでありますが、佐賀縣の伊萬里より長崎縣の田平佐世保間の鐵道のみは、不幸にして今日まで建設の運びに至らぬのでありますが、鐵道院に於ては既に佐橋技師を派遣されまして、詳細に調査を遂げられたと云ふことであります、此沿線には御承知の如く、豐富なる石炭を藏し、林產物農產物等にも富んで居りますが、就中佐世保鎭守府、佐世保要港の背面に當つて居りまする伊萬里港との連絡でありますから、本鐵道は軍事上より見ましても、經濟上より見ましても、極めて重大なる意義を有して居ります鐵道と考へますが故に、諸君に於かれましても、どうぞ前回通り滿場一致の御贊成を得まして本建議の目的を達したいと思ふのであります。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に附託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ議長指名九名の委員に付託するに決しました、日程第六、四國海岸循環鐵道建設に關する建議案を議題と致します小西和君。

第六　四國海岸循環鐵道建設に關する建議案（小西和君外一名提出）

四國海岸循環鐵道建設に關する建議

一　四國の海岸を循環する鐵道を敷設し既成線及既定線と相待ちて四國に於ける運輸交通の便を全うするは殖產上經濟上並國防上極めて必要なりと認む政府は速に適當の計畫を確立し之か建設に著手せられむことを望む

一　四國の海岸を循環する線路中香川縣下高松市より津田町、白鳥本町及德島縣下撫養町を經て德島市に至る鐵道は其の沿線一帶に於ける戸口と產業の實況とに鑑み之か敷設の特に急務なるを認む政府は第一著手として當該線路を開通せられむことを望む

右建議す

〔小西和君登壇〕

〔拍手起る〕

○小西和君　四國海岸循環鐵道建設に關する建議案の理由を申述べます、此鐵道の建議案は、前回即ち第四十議會に本院に提出致しまして、滿場一致の御贊成を得て通過を致した線路でございます、故に此度は極めて簡單に此趣意を辯明致すに止めて置きたいと思ひますが、此鐵道線路は香川縣の高松市より海岸を廻つて德島縣の德島市に至り、更に德島市より德島小松島間の既成鐵道を利用致しまして南に進み、富岡町を經て西に轉じて高知縣に入ります、而して高知市を中心と致し、須崎の山田間の鐵道に接續を致します、又既成鐵道たる高松、松山間の終點即ち愛媛縣の松山市より西南に進んで愛媛縣の大洲町宇和島町等を經て、高知縣に行つて高知縣の中村町から北東に轉じて、高知縣の須崎町に至る線路であります、此線路を建設致しまして、四國の海岸若くは海岸から程遠からぬ處を通りまして、四國を循環致す線路を建設したいと云ふのが、此建議案の趣意であります、扨我國の鐵道は、諸君の御承知の如く近來餘程普及を致して參りました、然るに從來四國は鐵道の敷設に於て殆ど閑却せられて居つた狀態でございます、四國の鐵道線路は鐵道國有になりまして以來、今日までに年々平均に於て僅に三哩そこらの延長より見ないのであります、洵に古い詩にあります草を藂つて牛步遲しの感無きを得ないのであります、故に四國三百萬の民衆は、此鐵道線路の建設を希望致して居ります事は、恰も大旱の雲霓の如くでございます、此鐵道は產業上、經濟上、軍事上其他各種方面より見まして、極めて必要なる線路でございます、又本建議案の第二段の線路は、此四國海岸循環鐵道の一部分と致しまして、其中の最も必要なる線路と認めます所の高松より德島に至る部分を、第一著手に建設をして貰いたいと云ふのが、此建議案の第二段の趣意でございます、此高松德島兩市間の沿道は、四國中で最も人口が多く、產業の發達して居る處でございます、のみならず敷設の工事に付きましても、頗る容易な箇所でございます、それ故に此線路を第一著手に著手をして貰ひたいと申すのであります、どうぞ前回同樣に、滿場一致を以て御贊成御可決あらんことを望みます。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ議長指名九名の委員に付託するに決しました、日程第七、四國循環鐵道建設に關する建議案、林毅陸君

第七　四國循環鐵道建設に關する建議案（林毅陸君外四名提出）

四國循環鐵道建設に關する建議

一　香川縣下高松市より志度町、津田町及白鳥本町並德島縣下撫養町を經て德島市に至る線

一　德島縣下小松島町より日和佐町及牟岐町を經て高知縣下後免町に至る線

一　愛媛縣下松山市より郡中町及大洲町を經て宇和島町に至り更に同町より高知縣下宿毛町及中村町を經て須崎町に至る線

右高松德島線を初とし他二線の建設に因り既設線及既定線と相俟つて四國海岸循環鐵道を完成するは交通の整備產業の發達並國防上極めて必要なりと認む依て政府は速に適當の案を確立し鐵道敷設法に改正を加へ順次其の建設に著手せられむ事を望む

右建議す

〔林毅陸君登壇〕

〔拍手起る〕

○林毅陸君　四國循環鐵道建設に關する建議は、私の外阿波の原田佐之治君、伊豫の政尾藤吉、藤野正年兩君、及土佐の竹內明太郎君、是等諸君と一諸に提出を致したのでありますが、私より簡單に一應說明を致して置きます、此四國循環鐵道に於きましては、昨年も三つの建議案が此議場に現れまして、同じ特別委員に付託せられて、當時の委員長となられました秦豐助君が其三つの建議案を合せまして統一致しまして、さうして一つのものに纏めて、委員會に於て之を可決致し、本議場に於て全會一致を以て通過致した事があるのであります、其時の案に則りまして、私共の建議案は提出致したのであります、即ち其當時の案の形を取りまして、香川縣下高松市より德島に至り、さうして德島縣小松島より東南を廻つて高知縣に至る線、又愛媛縣松山市より高知縣須崎町に至る線、此三つの線に付きまして、高松德島線を初めとし、他二線の建設に依つて既設の線及既定の線と相俟つて、四國の循環鐵道を完成することは極めて必要であるが故に、政府は鐵道敷設法に改正を加へて、順次其建議に著手せられたい、斯う云ふのが此建議案の趣旨であります、先頃丁度此二月八日でありますが、豫算の第六分科會に於きまして四國鐵道に付て私より政府委員に質問したことがあります、其場合に政府は——政府委員の石丸君は、四國循環線と沿岸線に付て意見のある所を既に述べられて居るのでありますが其時の御答辯に依りますと、四國沿岸線は其必要を感じて居る、豫算の許す時期が到來したならば政府も敷設の計畫を立てる希望を持つて居る、殊に同じ四國線の中でも、高松市より撫養を經て德島市に結ぶ線は、頗る有望の線と考へて居る、斯う云ふことを政府委員が答へて居られまするので、四國循環線、或は海岸線に對する意見と云ふものは、略々明白になつて居りまするので、此建議案に對しても必ず御異議なく御贊成のことであらうと信ずるのであります、さう云ふ趣旨のものでありますから、前回同樣、昨年同樣、諸君の滿場一致の御贊成を仰ぎたいのであります。

○岩崎勳君　本案は日程第六の委員に、倂せて、付託せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ岩崎君の動議の如く、日程第六の委員に付託するに決します——日程第八四國鐵道循環線敷設に關する建議案——高島兵吉君。

第八　四國鐵道循環線敷設に關する建議案（高島兵吉君外一名提出）

四國鐵道循環線敷設に關する建議

四國鐵道中循環線敷設の最速成を要する德島縣下德島より撫養を經て香川縣下志度並高松に至る間愛媛縣下宇和島より卯之町、八幡濱、大洲を經て郡中並松山に至る間、德島縣下小松島より橘並牟岐を經て高知縣下後免に至る間及高知縣下須崎より中村を經て愛媛縣下宇和島に至る間の線路を大正九年度より順次起工の提案あらむことを望む

右建議す

〔高島兵吉君登壇〕

○高島兵吉君　私も此四國鐵道循環線敷設に關する建議案の提出者と致しまして、理由を述べたいのであります、然るに此問題に付きましては、段々先に小西君、又唯今林君から御述べになつた如き線路と、大した違ひはないのであります、德島縣下德島より撫養を經て香川縣下志度並高松に至る間の線、愛媛縣下宇和島より卯之町、八幡濱、大洲を經て郡中並松山に至る間の線、それと德島縣下小松島より橘、並牟岐を經て高知縣下後免に至る間の線、それと高知縣下須崎より中村を經て愛媛縣下宇和島に至る間の線路であります、此四國に於ける循環鐵道敷設の必要ある所以のものは此四國の地たる最も物產にも富んで居り、隨て工業を起し產業を起すに最も適當の地であるのであります、然るにも拘らず施設經營之に伴はず、設備の基礎と云ふものが甚だ薄弱なのであります、時勢の進運に伴ひ社會の趨勢に應じ、商工業の發展を致し產業の進展を期待せんとするには、四國に於ては是非循環鐵道の必要を感ずるのであります(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)御承知の如く此四國の地形はどうでありませうか、四面海にして海運の便は既に出來て居るのであります、海上に於ける交通機關は既に出來て居るのであります、甚だ之に伴ふ陸上交通機關が甚だ具備して居らぬ、甚だ薄弱なのであります、海陸相俟つて此交通機關上に於ては遺憾なく一般的發展が出來るものでありまするが、此四國に於ては陸上の交通機關が甚だ具備して居らぬのは大に遺憾とするのであります、故に此循環鐵道敷設の必要を感ずるのであります、今や段々鐵道敷設もありまするが、是は一局部の鐵道でありまして、到底四國に通じて機能を發揮すると云ふことは、甚だ不可能に屬するのであります、又今回此縱貫線が生れんとして居るに際して此縱貫線は固より四國民の希望して居る線路には違ひありませぬが、此循環線が出來て、尙ほ益々生れんとして居る縱貫線の効力が益々增加することに至るのであります、故に是非共此循環線の必要を感じて已まぬのであります、殊に軍事上國家の爲め大に必要を感じ、商工業、產業の發展のみならず、最も有力なる線路でございます、斯る次第でございますから、どうか御贊成あらんことを希望致します。

○岩崎勳君　本案は日程第六及第七の委員に、倂せて付託せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ日程第六第七の委員に、倂せて付託するに決しました——日程第九、羽越橫斷鐵道建設に關する建議案——小林源藏君。

第九　羽越橫斷鐵道建設に關する建議案(小林源藏君外七名提出)

羽越橫斷鐵道建設に關する建議

一山形縣下米澤停車場より小松、小國及新潟縣下關谷を經て羽越海岸線に接續する鐵道

右は鐵道敷設法の豫定線路にして羽越の交通上至大の便宜を與ふるのみならす沿道森林鑛物に富み一たひ鐵道開通するに至らは地方產業の開發は勿論國家に補益する所多大なるへきを認む依て政府は速に之か建設に著手せられむことを望む

右建議す

〔小林源藏君登壇〕

○小林源藏君　本建議案の要旨は、奧羽線米澤停車場より起りまして、山形縣東置賜郡小松町、同西置賜郡小國町、新潟縣岩船郡關谷村を經過致しまして羽越沿岸線即ち既成鐵道に接續する所の鐵道線路を速に建設せられんことを望むと云ふにあるのであります(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)本鐵道は既成の奧羽線と既成の羽越海岸線を聯絡するのでありまして、既設の線路の利用を愈々益々十分ならしむる許りでなく、村上方面と米澤地方の交通を便宜に致しまして若くは新潟新發田の方面と米澤方面交通を便利に致すのであります、隨て軍事上の方面より見ますれば、第二師團と新發田の旅團の聯絡を極めて敏捷ならしむると云ふ効能があります、のみならず此の線路の沿道は、非常に澤山鑛物に富んで居るのであります、現に小國村に於ては畑鑛山と申す多量の銅を產出する所の鑛山があります、西置賜郡の方に於ても、津川村方面に於きまして中々大なる銅山——銅鑛があるのであります、其他沿道の鑛山を算へ來れば實に五十有餘に上つて居ります、森林はどうであるかと申しますと、小松村附近の如き何千年來斧鉞を加へざる所の鬱蒼たる森林が存在して居るのであります、申すまでもなく埋沒物を堀つて國の富を殖し、或は材木を伐出して新炭村を伐出して、國家の需要に應ぜねばならぬ今日でありまするからして、此鐵道が出來ましたならば、單り地方の開發のみならず、眞に國家の爲めに必要なる所の線路であると信ずるのであります、先年此の議會に於いても、政府に於きましても、業に已に此の鐵道線路の必要を認めまして、此の鐵道敷設法の上に豫定線として載つてある——豫定線の第十號に此の線路が載つてあるのであります、必要なりや否やの問題は既に解決せられて居る、何の時に於いて敷設すべきやの問題が唯々殘つて居つたのであります、大隈內閣の時代に於いて、鐵道政策が吾々と其見を異に致しまして成べく新しき線路を作らぬと云ふ政策を執られましたる其の時に於きましては、此の線路の如き敷設法の上に於て、既に必要を認められましたが、果して何の時に著手せらるゝのであらうかと心配致して居つた次第でありまする、第四十議會より此四十一議會に至りまして、其政策なるものは俄然一變致して今や鐵道の新線なるものは全國に亘つて普及せらるゝの好ましき時代になり來つたのであります、大隈內閣當時に於きましては、鐵道の建設改良費は四千萬圓、其中一千萬圓は建設費にして、三千萬圓は改良費でありました、年々僅に一千萬圓の建設費を以てして、全國各地方大旱の雲霓を望むが如く希望して居る所の鐵道線路は、到底敷設することが出來なかつたのであります、是に於て全國の鐵道の敷設を希望する所の者は、斯る鐵道に對する政策を維持して居る所の政黨を目して、鐵道除けの政黨と言うたのであります、然るに寺內內閣になつて、第三十九議會に於て北海道鐵道の速成を爲し、第四十議會に於て幾多の新線路を加へ來つたのであります、大隈內閣當時に於て定めたる所の年々四千萬圓の豫算なるものは、年々六千五百萬圓に上つたのであります、而して更に此原內閣になつて、第四十一議會に提出したる所のものを見ますると、建設改良費合せて、大正八年には一億二千五百萬圓、大正九年には九千三百萬圓、大正十年には九千二百萬圓と云ふ、二倍半乃至三倍の增加を致し來つたのであります、是に於て大體帝國の鐵道網の計畫なるものは略々完成に近づいて來たのであります、縱貫線は殆ど其計畫定まり、今や將に橫斷線の時代となり來つたと私は信ずるのであります、果して然らば此羽越橫斷線の如きは、今の今まで其時機を待つて居つたが、將に建設に著手すべきの時機が到來したるものと信じて疑はぬのであります(拍手起る)それのみならず戰爭の結果として、自然失業者を生ずるの虞もある、或は數年來必死に奬勵したる所の鐵の下落に依つて、鐵の製產事業が衰頽するの虞がありまする、此時に方つて鐵道を敷設して以て鐵奬勵の目的に適ひ、失業者をして業を得せしむると云ふこと、鐵道敷設以外に尙且其副業として得る所の効果が大なるものであると思ふのであります(拍手起る)原內閣が其平素の主張に鑑みて、鐵道敷設を完成せんと努めなくてはならぬ許りでなく、其他經濟界の事情に鑑みても、尙且鐵道敷設に努力をせねばならぬと私は信ずるのであります、此に於てか此羽越橫斷鐵道の如き必ずや諸君の御同意を得ることが出來ますれば、現內閣も其敷設に速に著手せねばならぬものであると信ずるのであります(拍手起る)

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なければ、本案は議長指名九名の委員に付託するに決しました——日程第十、若松、柳津間輕便鐵道建設に關する建議案を議題と致します、提出者八田宗吉君。

第十　若松、柳津間輕便鐵道建設に關する建議案(八田宗吉君外四名提出)

若松、柳津間輕便鐵道建設に關する建議

一磐越線福島縣下會津若松驛より分岐し新鶴村、坂下町を經て柳津に達する輕便鐵道

本鐵道は產業の發展に資し交通の不備を補ふか爲

急設を要するものと認む依て政府は速に輕便鐵道建設に著手せられむことを望む

右建議す

〔八田宗吉君登壇〕

〔拍手起る〕

〇八田宗吉君　諸君、本建議案は福島縣下會津若松驛より起つて、大沼郡新鶴村河沼郡坂下町を經て、同郡柳津に達する十七哩の輕便鐵道建設に關する建議案でありまする、此鐵道の經由しまする所は會津の平坦地でありまして、經費も極く僅少なるものでありまして、而も十七哩間の小なる鐵道問題を此所に出して諸君を煩しますることは、深く事情のありますることを御諒恕を請はざるを得ないのであります、本鐵道は單に約十七哩間を、此場合提案致しまするけれども、將來國家時運の發展上、地方產業の開發の上から申しても、必ずや此終點柳津より更に進んで、會津の寶庫と稱せられます所の大沼郡、南會津、此兩部の西部を駛る只見川を縫ふて駛つて居ります縣道沼田街道に依つて群馬縣に入り、群馬縣の沼田に到つて上越線と合すべき價値を有する、最も值打ある將來囑目すべき鐵道であると考ふるものであります、曩に申しました若松より此柳津に到る十七哩間の鐵道、即ち本建議案に就きましては、政府に於きましても此鐵道の敷設の必要を認めて、輕便鐵道法に依る補助の指令を與へられて居るものであります、然るに近來物價騰貴甚しくして、豫算に狂が生じましたるのと、御承知の如く會津は戊辰の戰爭に於て慘澹たる狀態に陷り、有ゆる方面に受けましたる打擊の程度が頗る深い爲めに、產業上其他の方面に於きまして、憫むべき劣敗者たるの境遇になりました爲めに、他の地方に比しまして、富の程度も今尙ほ低く、資本家も極めて乏しく、加ふるに雪が多いと云ふやうなことの爲めに、中央資本家の投資を躊躇致させまする事情となりまして、地方の人民は已むなく淚を吞んで此私設會社を斷念するの外、術ない事情に至つたのであります、爾來之を每回議會に請願致しまして、採擇になつて居る性質のものであります、本鐵道が敷設になりますれば、有名なる會津陶器の本場たる、一年百萬圓の陶器の生產を見て居りまする所の本鄕町及大沼郡の郡役所所在地たる高田町、是等は何れも近い處に停車場を有するに至つて參りまするし、殊に此鐵道の中心點とも謂ふべき河沼郡の郡役所所在地坂下町は、會津木綿の產地として有名でありまして、以前は越後街道咽喉の地として、若松に三里、高田に三里、喜多方に四里と云ふ會津平原の中央に當り、最も商業の繁昌して居りました集散地でありましたが、一朝此岩越線敷設の當時に於きまして、喜多方町と競爭を致して、遂に其落伍者となりました爲めに、憫むべき結果に陷り、本鐵道を熱心に希望して居りまする、其事情洵に同情に堪へざるものがあるのであります而して此の鐵道の終點柳津は、東北に於ける無比の靈場と稱せられて居ります、有名なる福滿虛空藏菩薩の在る所でございまして一年の參拜者十萬人も數ふる程にある所の、山水明媚の仙境とも申すべき地點であります、以上申しましたる如く、此鐵道が敷設になりますれば、沿道線に於ける町村の產業の發展に資し、福利を增進せしめまするは勿論の事、更に前段申しましたる沼田街道、及只見川の水利に依つて輸送し來る會津の寶庫と申すべき、所謂御藏入の鑛山、森林、斯う云ふ無限の物資を柳津に吸收して、さうして各地に集散せしむることになつて來まして、輸送の便宜は申すに及ばず、既成鐵道の營養線として、政府は速に此の鐵道の建設に著手すべき必要あることを深く信ずるのであります、何卒諸君の御贊同を仰ぎます。

〇岩崎勲君　本案は日程第九の委員に併せて付託せられんことを望みます。

〇議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（大岡育造君）　御異議がなければ、本案は日程第九の委員に付託することに決します、日程第十一、水產講習所內に淡水科特設に關する建議案を議題と致します――西川太治郎君。

第十一　水產講習所內に淡水科特設に關する建議案（西川太治郎君外五名提出）

水產講習所內に淡水科特設に關する建議

水產講習所內に淡水科を特設し其の講習所を琵琶湖畔其の他樞要の地に設置するは我か水產業の爲缺くへからさる緊要事とす政府は宜しく此の計畫を實行せられむことを望む

右建議す

〔西川太治郎君登壇〕

〇西川太治郎君　私は水產講習所に淡水科を持設しまして、琵琶湖畔其他全國樞要の地に漸次其講習機關を設けたいと云ふことに就て、聊か說明を試みたいと思ひます、今統計の示す所に依りまして、本邦內地淡水魚の產額を見まするのに、一箇年の總額は約七百七十萬圓でございます、さうして其中湖沼の產額は約百七十萬圓でございまして、面積が約三十二萬町步でございます、其他の池沼河川の產額が四百五十萬圓でございまして、面積は約六十四萬八千町步でございます、淡水魚養殖場の產額が百五十萬圓で、面積か約三萬二千町步でございます、即ち湖沼の天然の產額は一町步に付て僅に五圓餘に當らぬのであります、統計と推定とに依りますと、百萬町步に近き淡水水面は、唯々天產物の採捕減退に委しまして、僅に數地方に於て生產的施設を爲しまして之が回復支持に努むるに過ぎませぬ、斯の如きは國家の生產上の一大損失と言はねばならぬ、之が扶掖誘導に要する講習機關の備らざる、亦洵に斯業開發上の一大缺陷として、常に遺憾に堪へぬ所でございます、それから本邦に於ける主なる河川の數は百五十有餘ございます、其重要漁獲物なる鮭、鱒、鮎の產額は、最近統計に於ては四百萬圓でございますけれども、既往に比して著しく減退して居るのでありますそれで主產地方に於きましては、之が回復增殖に腐心致しまして、十數年來地方費を以て鮭、鱒の人口孵化場を設けたるものが六十餘箇所でございます、さうして年々六千萬尾の魚兒を放流しまして又近年鮎の人工孵化放流を行ふ地方がございますけれども、其他の魚族に關しては、未だ多くの調査研究を經たものを聞かないのであります、加ふるに近時河川の改修、水利事業の勃興とか、或は工業會社の設立等に依り、惡水を放流しまするので、魚族の繁殖乃至溯上を妨げられるものが少なくないのであります、是等に對する除害方法の考究、魚苗の放流蕃殖の施設を全ふするに於ては、將來收利の多大なることは明かであります、湖沼の水產經營は又近年一般の注意を促しまして、府縣又は個人として魚族の增殖を圖るものが少なくありませぬので、其成績の著しきものを二三擧げますと、帝室林野管理局で經營致して居ります中宮祠湖及蘆の湖の如き、主として姬鱒及鱒の養殖を致し、又府縣の經營に係るものは、琵琶湖、猪苗代湖、霞ヶ浦其他でございます個人又は組合經營では、十和田湖、宍道湖、河北潟今江潟等でございます、今後一層優良なる種苗を供給したならば、其利益は更に大なることゝ存じます其他の池沼私有水面の總面積は約七萬町步ありますので、適當なる養魚に依りまして、一町步七十圓以上の收利を擧げ得らるゝの處か各地方に於てあるのであります、之に依りましても更に五百萬圓の產額を得ることゝ信じます、近來此水產講習所所屬の深川養魚場と、北海道に二箇の官設鮭鱒人工孵化場がありますが、水產の根元は實に水族の充實に在ります、何卒速に水產講習所の規模を擴張して、淡水水產に關する講習科を置き、優良魚種の分配を行ひまして、又汎く官設孵化場を設けて、大に魚苗の放流を企畫し、次て此淡水圈の利源開發を致したいと思ひます、昨年議場に於きまして、與田鎰造君の發議がございました、其際吾々は同意したものでございますが、其何を見まするど、各府縣の水產試驗場を廢し、樞要の地に數箇所の國立水產試驗所を設置し、水產講習所は專ら技術研究の機關とし、此方針の下に現行制度を改善すると云ふ此二箇條がございました吾々の主張する所は此方針の下に、今日の水產講習所を擴張致しまして、專ら技術研究の機關と致しまして淡水魚の研究に資したいと思ひます（ひやひや）國家の富を增殖するに付きまして、土地に對しましては、近頃開墾助成法の如きものがございます然るに此水面に對して、一町步僅に平均五圓の收入のみにして如何にも殘念であります、或る湖沼にては一町步七十圓の收入がございますので、若し此割合で水面の增收を圖りましたならば、其收獲は現在の十倍二十倍に達すると思ひます、日淸日露の兩戰役の當時に於きまして、淡水魚の鑵詰が盛に軍用に供せられたのでありましたが、其當時には洵に粗製濫造が行はれて、憂ふべき現象がございました、それが爲めに大に淡水魚の聲價を墜したのであります願くば之に要する所の材料、即ち飴であるとか、砂糖であるとか云ふ物を精撰を致しまして、どうか此淡水魚の發達を促し、殖產興業の基と致したいのであります、之に就きまして私は尙ほ詳細に調べて置きましたけれども、時間を費す處がございますから之を速記錄に登載されんことを望みます。

（參照）

琵琶湖の調査

一琵琶湖は淡水湖中本邦第一位を占め其水質良好にして冬期と雖も湖の一隅たも結氷する事なく夏期水面温三十度内外の時に於ても深層は八度内外の低温を保ち温水冷水兩族の捿息に適し實に多種類の水族捿息し蕃殖の狀態亦測られさるものあり今一般に知られたるもののみにても魚類五十八種其他貝類藻類に至る迄凡そ淡水性に屬する動植物中一も捿息せさるものなし

一京都帝國大學醫科大學に於ては夙に臨湖實驗所なるものを琵琶湖に設けたり而も同所は淡水動植物に就き生理の蘊奥を研究するを以て目的とす之と同時に更に實地に應用して講習生を養成し養殖及製造方法を講するは我水產界の爲めに缺くへからさる緊要事とす

一琵琶湖は滋賀縣の中央に位し東西五里二十四町南北十六里九町周圍五十九里三十二町面積四十四方里半滋賀縣地積の六分の一を有し實に本邦に於ける最大の淡水湖なりとす

一水產試驗場は同縣犬上郡福滿村大字平田に在り明治三十三年四月の創設に係り其面積三千七百七十二坪を有す事務室物置炊餌室を除くの外は全部池面となし親魚飼育池、鯉孵化池其他淡水魚族各種の試驗池に供用す而して他に本場附屬として彥根と滋賀郡小松に養魚場を設け高島郡知內に孵化場を設く

一水產試驗場設立以來之に要したる經費並に右に對する國庫補助金左の如し

年次	試驗場費 円	國庫補助金 円
明治三十三年度	一、六六六・〇〇〇	
三十四年度	三、四七八・六〇六	八〇〇・〇〇〇
三十五年度	六、二三三・五八一	一、〇〇〇・〇〇〇
三十六年度	四、六二三・九一九	一、〇〇〇・〇〇〇
三十七年度	四、三三九・六四〇	一、〇〇〇・〇〇〇
三十八年度	三、八四六・八六五	一、〇〇〇・〇〇〇
三十九年度	三、〇〇四・二六五	五〇〇・〇〇〇
四十年度	三、四四九・二〇〇	五〇〇・〇〇〇
四十一年度	三、八九三・一五〇	五〇〇・〇〇〇
四十二年度	五、四六三・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇
四十三年度	五、五三五・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇
四十四年度	四、八二一・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇
大正元年度	六、一二五・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇
二年度	六、〇七一・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇
三年度	五、六二一・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇
四年度	五、七二七・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇
五年度	五、五八七・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇
六年度	五、四九九・〇〇〇	四〇〇・〇〇〇
七年度	六、一一七・〇〇〇	四〇〇・〇〇〇
合計	九二、一二七・二八〇	一一、一〇〇・〇〇〇

一琵琶湖十一箇年繼續事業約貳拾萬圓

琵琶湖の魚族中將來最も有望なる魚類は鯉、鮒鰻なるを以て縣は明治四十一年度より大正七年度迄十一箇年繼續事業として右三種の稚魚を養成或は購入して之を湖中に放流し以て其蕃殖を圖りつゝあり之に要する經費左の如し

年次	金額 円
明治四十一年度	三、〇八七・二八〇
四十二年度	一四、四一九・七四〇
四十三年度	一五、九七〇・四〇〇
四十四年度	一七、四四八・六二〇
大正元年度	一九、三七九・三九〇
二年度	一九、〇七八・九一〇
三年度	一九、〇七二・九八〇
四年度	一九、一三三・五九〇
五年度	一九、二〇〇・一九〇
六年度	一八、九五七・七三〇
七年度	一三、一〇七・六三〇
合計	一九六、八五五・六四〇

琵琶湖第二期養殖事業費

年度	金額 円
大正七年度	一〇、五三三・八三〇
八年度	三一、一四六・五七〇
九年度	一九、八五九・五四〇
十年度	一九、八九七・二五〇
十一年度	一九、六九一・九九〇
十二年度	二〇、一五八・八八〇
十三年度	二〇、一八四・八九〇
十四年度	一九、七九五・〇八〇
十五年度	一九、五六七・六三〇
十六年度	一九、六六六・〇七〇
合計	一九一、五二一・七三〇

一滋賀縣水產事業に要する經費は前記の通りにして明治三十四年度以後每年五百圓乃至一千圓の補助を國庫より受けて居りたり然るに明治四十一年度より十一箇年繼續事業に着手したるを以て之に要する經費のみにても試驗場經常費の三倍乃至四倍の多きに達するを以て其當時屢々國庫補助金增額の申請を爲したるも遂に增額せらるゝに至らさりき

一琵琶湖に於て使用する漁具は其種類甚た多く今其種類を擧くれは左の如し

一定置漁業に屬するもの	六種類
一張網類漁業に屬するもの	一種類
一區劃漁業に屬するもの	二種類
一特別漁業に屬するもの	三種類
一許可漁業に屬するもの	廿五種類

一琵琶湖の漁獲高

年次	金額 円
明治三十八年度	二〇五、八四六
三十九年度	二七七、七四〇
四十年度	二九三、八一三
四十一年度	二八四、五三一
四十二年度	四八八、三六九
四十三年度	五四八、五五六
四十四年度	五九九、六三五
大正元年度	五八四、六九六
二年度	六三一、七六一
三年度	五五五、三九六
四年度	五七一、三三〇
五年度	五七四、九三八
六年度	七三三、七一九

現今漁獲高は一町歩に對し十二貫二百三十八匁を算し天然產水族と相俟つて將來重要魚類の人爲增殖を謀るへき餘地頗る大なり

○岩崎勳君 本案は議長指名を以て、九名の委員に付託されんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ、議長指名九名の委員に付託することに決しました、日程第十二、清津築港に關する建議案を議題と致します、委員長米田穰君の報告を求めます。

第十二 清津築港に關する建議案(奥田龜造君外三名提出)(委員長報告)

〔米田穰君登壇〕

○米田穰君 御報告致します、本案は委員會を開きまして、其間委員諸君と政府委員との間に質問應答を重ねまして、それより政府の所見を質しました所が、政府は此案に全然同意を致して居ります、其同意する所以は、此清津港は朝鮮のみならず、東洋に於ける有力なる大港であると云ふ答辯もありました、而して其港たるや、水底深くして五六萬噸の船舶が自由に出入することが出來得らるゝと云ふ答辯も出來て居る、仍て吉會線の開通を見ると同時に海陸の聯絡を取るのには、此港は最も必要であつて他に聯絡を取る港は無いと云ふまでの答辯を得たのであります、仍て委員會は愼重審議の上、之に希望を附して、全會一致を以て可決致しました、其希望は「吉會鐵道の開通に對應して清津築港の完成を期すること」斯の如き希望を附して、全會一致可決したる次第でありますから、當院に於きましても滿場一致の御贊成を仰ぎたうございます、此段御報告致します。

○岩崎勳君 本案は委員長報告通り可決せられんことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 委員長の報告に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ委員長報告通り決しました。

○岩崎勳君 日程第十三に對して延會の動議を提出致します。

○議長(大岡育造君) 日程十三の建議案の延會の動議がありますが、御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ延會に決します、今日は是にて散會。

午後三時八分散會

○大正八年二月二十日(木曜日)

午後一時十四分開議

議事日程 第十四號

第一 輸出羽二重精練業法中改正法律案(政府提出)(貴族院送付) 第一讀會の續(委員長報告)

第二　未成年者飲酒取締法案（根本正君外三名提出）　第一讀會
第三　辨理士法案（鈴木富士彌君外一名提出）　第一讀會
第四　司法代書人法案（鈴木富士彌君外一名提出）　第一讀會
第五　水産業統一機關設置に關する建議案（唐端清太郎君外二名提出）
第六　國立榮養研究所設立に關する建議案（河野徹志君外十九名提出）
第七　濃越鐵道速成に關する建議案（西田鋭吉君外四名提出）（委員長報告）
第八　日肥鐵道建設に關する建議案（長峰與一君外三名提出）（委員長報告）
第九　織物業組合及葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案（小林源藏君外十三名提出）（委員長報告）
第十　葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案（高田耘平君外一名提出）（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一去十八日政府より提出せられたる議案左の如し
精神病院法案

一去十五日議員より提出せられたる議案左の如し
水産業統一機關設置に關する建議案
提出者　唐端清太郎君　佐々木平次郎君
鵜澤宇八君
國立榮養研究所設立に關する建議案
提出者　河野徹志君　中村靜興君
大林森次郎君　佃安之丞君
金杉英五郎君　行德健男君
我如古樂一郎君　八木逸郎君
山根正次君　伊東重君
秋山金也君　齋藤紀一君
齋藤壽雄君　土谷全次君
土屋清三郎君

一昨十九日議員より提出せられたる議案左の如し
染料工業保護の爲關稅改正に關する建議案
提出者　鈴木錠藏君　中村啓次郎君
木津川治水に關する建議案
提出者　齋藤珪次君　小田切磐太郎君
長田桃藏君

一昨十九日議員より提出せられる質問主意書左の如し
社會主義取締に關する質問主意書
提出者　鈴木富士彌君

一議員の異動左の如し
高知縣郡部選出議員工學博士白石直治君去十七日死去せり

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一去十五日財政整理に關する臨時調査機關設置の建議案委員古島一雄君辭任に付其の補闕として鈴木梅四郎君を、時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律案委員則元由庸君辭任に付其の補闕として中倉萬次郎君を孰れも議長に於て選定せり

一昨十九日委員長及理事互選の結果左の如し
利息制限法中改正法律案委員
委員長　赤尾彥作君
理事　北井波治目君
伊萬里、佐世保間鐵道建設に關する建議案委員
委員長　中倉萬次郎君
理事　大內暢三君
四國海岸循環鐵道建設に關する建議案外二件委員
委員長　林毅陸君
理事　高島兵吉君
羽越橫斷鐵道建設に關する建議案外一件委員
委員長　小林源藏君
理事　石川玄三君
水産講習所內に淡水科特設に關する建議案委員
委員長　小田切磐太郎君
理事　古川清君

○議長（大岡育造君）　議員工學博士白石直治君病氣の所、療養其効なく、遂に去る十七日死亡せられました、洵に痛惜哀悼に堪へませぬ、例に依つて遺族に弔詞を贈りました、此段御報告致します――是より會議を開きます。

○法學博士鵜澤總明君　大正七年勅令第三百七十三號外三件の委員會を開きたいと思ひますから、御許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬから許可致します、諸問事項があります、左の議員より請暇の申出あり、病氣に付去十七日より向ふ二週間諏訪部庄左衞門君、母大病の爲め今二十日より向ふ十日間菊池良一君、病氣に付明二十一日より向ふ二週間大藪房次郎君、右請暇を許可して御異議ありませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ是も許可致します――豫算委員長齋藤珪次君より、本會議中に委員會を開會致したき旨申出があります、許可して御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ許可致します――朝鮮平元鐵道急設に關する建議案委員長一宮房治郎君より、本會議中に同委員會を開會致したき旨申出があります、許可して御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ是も許可致します――日程第一、輸出羽二重精練業法中改正法律案第一讀會の續を開きます、委員長松井文太郎君。

第一　輸出羽二重精練業法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）第一讀會の續（委員長報告）（確定議）

〔松井文太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○松井文太郎君　輸出羽二重精練業法中改正法律案の委員會の經過並に結果の御報告を致します、本案は最近發達致しました輸出縮緬並に輸出壁等の絹織物に對して、精練業者を取締る爲めに此法案を出したのであります、即ち海外需要地の信用を高め、益々其輸出額を增大ならしめんと云ふ趣旨の案でございます、至極簡單なる案のやうでございまするが、併ながら此法案の運用如何に依りましては、斯業の發展上重大なる關係を有しまして、或は輸出絹織物の最も多額を占めまする所の、從來の羽二重の精練業法統一に影響を來す虞があります爲めに、委員會に於きましては、政府に對しまして種々質問應答を致しました、其要點を二三茲に御報告を致します、我國の輸出織物は漸次發展を告げまして、昨年即ち大正七年度に於きまして、羽二重が約一億萬圓、輸出縮緬並に輸出壁等に於きまして約三千餘萬圓、其他の絹織物を合計致しますと大正七年度に於きましては一億五六千萬圓の輸出を見るやうな盛況を來したのであります、是等の原因に就きましては種々あらうと存じまするが、是等の製品に對しまして檢査を勵行し、若くは精練業法を發布致されて精練業者を取締ると云ふが如く、即ち我國に於きまする所の海外貿易品に對しまして、何時も粗製濫造若くは不正の行爲を防遏しました所の効果が、最も與つて力あるものと信ずるのであります、併し是等の精練法抔を發布せられました當時に於きましては、營業者間、即ち直接の利害を持ちます所の精練業者、並に之を委託致しまする所の機業者間に於きましては、非常なる反對を唱へまして、政府が此法案を實施致されるに就きましては、數多の苦心と努力を費されたのであります、即ち福井縣の如きは六箇年、石川縣の如きは十箇年の歲月を要しまして、漸くにして所期の目的を達しまして、羽二重精練業の統一を圖られたのであります、斯樣に其實施の當時に於きましては、其等の當業者が種々なる苦情を唱へまして反對を致しましたけれども、今日は其効果甚大なりと認めまして、却て當業者より是等の希望を以ちまして、最近に於て勃興致しました所の即ち今回政府が發案を致されました所の輸出縮緬並に輸出壁其他の絹織物に對しまして、檢査の實施並に精練業法の改正を、各生産地の同業組合若くは日本輸出同業組合聯合會よりも、政府に再三申請を致したのであります、斯く申請致しますと同時に、從來の羽二重の精練業法に依つて、精練業者即ち製産額に伴はぬ所の多數の精練業者を統一すると云ふことの意味に於て、改正を要望したのであります、而して是等の輸出縮緬並に輸出絹抔の織物に對しましては、昨年の七月より檢査を實行致されまして、今復た茲に此法案の改正を見ることになつたのであります、併ながら此精練業法を實施致されますに際しまして、單に法規に規定してあります所の設備さへ備つて居りさへすれば、之を許可すると云ふことになりましたならば、多年苦心を致しました所の、羽二重の精練の統一までも破壞する虞があるのであります、即ち輸出縮緬並に輸出絹等の織物は、羽二重よりはより以上の高尚なる織物でありますに依つて、是等の機械を以て精練致しますれば、自然に羽二重をも精練し得る設備になるのでありまするに依つて、茲に十數年間苦心を致されました所の、政府の苦心を水泡に

關する點がありまする爲めに、委員會に於きましては是等の法案を實施せられる上に於ても、其運用上從來の羽二重の精練業法を發布されました當時の主旨を以て、政府は實施致されるや否やと云ふことを政府に御尋をしたのであります、政府は之に答へられまして生産地の状況の如何に依つて取捨按排をして依然羽二重の精練業法を實施致した當時の方針を以て、之を實施致すのであると云ふことは御答になつたのであります、又年額五百萬圓以上を産出致しまする絹紡を以て製織致します所の、即ち絹紬若くは柞蠶絲を以ちまして造ります所の絹紬若くは紡績絲を以て造ります所の富士絹等に對しましても、此精練法を適用すると云ふ意味に於て、修正の意見を持たれた委員もあつたのであります、政府は之に對して、是等の織物に對しては其檢査を實施して、目下行はれつゝある所の不正手段を防遏する意志であると云ふことを御答になつたのであります、又此法律は是が發布の日を勅令を以て定めると云ふことが附則にありますのを、目下斯る法律がありませぬ爲めに、輸出縮緬並に輸出絹に續々不正行爲が現れまして、是等の劣等品が市場に積りまして、聲價を隳しつゝあるのでありまするに依て、委員中の或人は、勅令を以て定むとありますのを、發布の日より之を實施する、即ち一日も早く本案の實施を希望したのでありますが、政府は之に對しまして、幸に本案が兩院を通過したならば、三月上旬を期して、其實施に入る積りであると云ふ御答があつたのであります斯樣に政府と質問應答を致しました結果、本案は全會一致を以て可決したのでございます、何卒本院に於かれましても、直ちに御可決あらんことを希望致します、此段御報告を致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勲君 本案は讀會の順序を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ讀會の順序を省略して、可決確定したることを宣告致します、日程第二、未成年者飲酒取締法案の第一讀會を開きます、提出者根本正君。

第二 未成年者飲酒取締法案（根本正君外三名提出） 第一讀會

未成年者飲酒取締法

第一條 未成年者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

未成年者其ノ自用ニ供スル爲酒類及器具ヲ所持スルトキハ行政ノ處分ヲ以テ之ヲ沒收ス

第二條 營業上酒類ヲ供給スル者ハ未成年者ニ酒類ヲ飲用セシメ又ハ其ノ自用ニ供スルコトヲ知リテ之ヲ販賣若ハ給與スルコトヲ得ス

第三條 前條ニ違反シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第四條 營業上酒類ヲ供給スル者ハ家族、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ未成年者ニ酒類ヲ飲用セシメ又ハ其ノ自用ニ供スルコトヲ知リテ之ヲ販賣若ハ給與シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第五條 營業上酒類ヲ供給スル者ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六條 法人ノ代表者其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔根本正君登壇〕

〔拍手起る〕

○根本正君 未成年者飲酒取締法案の理由を申上げます、本案に就きましては、既に諸君の御承知の事でありますから、極く簡單に述べまして、之に關する參考其他の書類は、議長の御許可を得て、例の通り之を速記錄に載せて演説に代ふることに致したいと思ひます、昨年提出致しました法案は僅に一箇條でありましたが、本案は極く最初此法案を書いたのでした時に立返つて、尙ほ詳しく取締法を提出しまあります、是は貴族院に於きまして、昨年も委員會に於て否決にはなりませぬで完全なる法に致したい斯う云ふやうな委員會の意見でありましたからして本案は六箇條に渉る所の法文に致したのであります是は諸君の御手許に上げてありますから、別段一々申述べませぬ、全體未成年者禁酒法案なるものは、學生徒弟未成年者を保護する所の意味を以て成立つた所のものであります、其第一の理由とする所は、我が帝國の教育の方針と云ふものが、明治三十二年一月二十三日に帝國議會に建議が現れまして、其建議は小學校の授業料を全廢せなければならぬ、立憲政治の最も大切なるものは、後來の父たり母たる者をして、健康に且つ常識ある所の國民たらしめなければならぬと云ふので、歐米先進國に倣ひまして、授業料を全廢しなければならぬと云ふ建議が本院に出たのであります、其建議が二月十五日に通過しまして、其結果として、即ち單に建議のみならず、法律を以て小學校の授業料を全廢しなければならぬと云ふ法案が、明治三十二年の二月十四日に、恒松隆慶君外七名の吾々政友會の議員が提出した譯であります、で此小學校國庫補助法案が同月の二十三日に可決確定されました、それ故に授業料と云ふものがも、其以來地方費となり、國庫となり、即ち此法案の結果、國庫より二百萬圓宛毎年出したことであります、而して何れの先進國に於きましても、小學校授業料――即ち小學校費用と云ふものゝ半分、或は七分、八分と云ふものは國庫で出して居るからして僅に二百萬圓宛では足らぬと云ふので、年々歳々諸君の贊成を得て當議會に建議して、即ち昨年より其二百萬圓なるものが、一千萬圓に增加したのであります、其他小學校の費用に付きましては、後との殘りの六千萬圓と云ふものが地方費になつて居るのである、兎も角も明治三十二年までは、此小學校生徒の教育と云ふものは、父兄の意に委して、さうして授業料を取つて居つたことでありまする、授業料を取る故に、貧者は學校へ送ることが出來ずして、或金の有る者のみが學問をし、智識を得、國民たる資格を持つやうなことになつて居つたことである、それでは宜しくない、どうしても國民教育と云ふ名の下に、租税を以てしなければならぬと云ふことで、諸君の御贊成を得て、三十二年の二月二十三日に可決して、それより國費となり、或は地方費となつたことであります、斯の如く法律を以て學齡兒童の教育と云ふものをする以上には、之に對する所の取締がなければならぬと云ふのが即ち此禁酒法の出る所以であります、で御承知の通り此未成年者喫煙禁止法と云ふものが、明治三十三年に出ました、其理由を以て喫煙禁止法と云ふものが遂に通過されて、今日は法律になつて居るのであります、然るに此酒の方に至つては、如何なる理由でありまするか、過る二十箇年の間に――衆議院は明治四十一年より八回通過されました、而して貴族院に於きましては、毎度も否決の運命を見るに至りましたけれども、昨年は即ち貴族院に於きまして是は否決したんでない、十分なる即ち完全なる所の法律を提出するやうにと言つて、政府へ迫つた譯でありまする、で斯の如き理由を以て、第一に此未成年者飲酒取締法を提出することになつたのでありまする、第二には御承知の通り、此提出の理由書に書いてある通り、未成年者は洵に育つ時に於て酒を飲みまするならば、實に健康を害し、心臓を損し、又は筋其他發育を惡くして其青年は衰弱せしめられると云ふのが一つであります、或は其青年の血管と云ふものは、若も酒を飲むならば、酒精の作用に依りまして、質を變化する、さうして病氣になると云ふことが、完全に理學上確められた所であります、又第三には身體は衰へ、或は肺臓より湧出る所の炭酸の量と云ふものは減じ、其他種々の害を來す、第四に於きましては、或は腎臓實質を脂肪性に變じ、老廢物を排除すること能はざるやうになる、或は肝臓を肥大ならしめて、さうして青年の發育を害する、其他消食器を惡くする、或は血管の運動を縮めると云ふやうな種々な弊害があるのであります、故に第一に學生の健康を害するのであります、單に學生のみならず、徒弟或は其他勞働に關係する所の子弟と云ふものゝ發育を、大に害するやうなことになる譯であります、で此未成年者飲酒と云ふことに就きましては、最早今日に於きましては、此議場の討論問題の範圍を脱しまして、具體的に實行法案を出すと云ふ譯になつたのであります、又倫理道徳の方より進みまして、國家の政治問題となつて、今日は大に之を考へなければならぬ譯でありまする、で亞米利加の法律は今を去ること三十七年前に、未成年者飲酒取締法と云ふものが出來て居る、英吉利に於きましては十九年前に出來て此法案の如きも、丁度英吉利に法律が出來る時分に提出されましたけれども、英吉利では通過しましたが、日本に於きましては、今日まで之を通過することが出來ない故に、第一健康に害をする、或は經濟

の點にも害をすると云ふやうな譯でありまして、殊に此學生の時代に酒を飲みまして、此害を受けたところの者は續々あるのであります、即ち先年有名なる大學の生徒であつて、洵に成績も良かつたところの者が、上野の華壇で送別會を致しまして酒を飲んだ結果、其人は某少將の伜であつたが、青山高樹町に歸る途中に、青山の善光寺の井戸へ入つて亡くなつたと云ふこと、是は事實であります、さうして井戸の中より制帽が出て、初めて其學生であつたと云ふことが分つた、斯の如き事は全く酒の害あると云ふことを能く示したものである、或は其他神奈川縣の或學生が、早稻田の或る下宿屋に泊つて居つて、火事の時分に熟睡して居て、遂に燒死んだと云ふ例もある、其他種々なる害を來したことは、是は私が申上げるまでもなく、諸君の御承知の事であります（「簡單にしないと反對しますぞ」と呼ふ者あり）此問題は決して黨派問題ではないのであります、實に國家の大問題である、私の此言葉を分らないやうな人があるから、此法案が成立たないのである、此法案と云ふものは實に重大なる所の案である（拍手起る）此邊の諸君と云ふものは、實に國家の大事を顧みない者と私は斷言するのである（拍手起る）私は實に今日は喜ぶのであります、當議場に於て今日まで此處に御出になつて御演説を爲さる方に、酒を飲んで居る御方は一人も無い、寔に是は世界の大勢を鑑みて、餘程進歩されたことゝ私は思ふのであります、今日此二十箇年の間にどう云ふ人が反對されたかと云ふならば、私は寔に悲しむのであります、さう云ふ人は今日此議會に列席することが出來ない、是は其選擧區の選民が大に世界の大勢を知つて、酒飲議員を當選させない所の結果であらうと思ふのであります（「のう〳〵」と呼ふ者あり拍手笑聲起る）是は事實であります、若しも證明しやうと思ふならば、證明することが出來るのである、山口縣の兩君の如き、佐々木安五郎君の如き（「伊東知也君の如き」と呼ふ者あり）小河源一君の如きは、寔に悲むべき哉逝去されました、其他（「幾らもあるではないか」と呼ふ者あり）伊東君は是は又特別な御方でありますから、私は玆に申上げませぬけれども諸君、此問題は決して輕々しい問題ではないのであります、我日本帝國の後來益々世界列強と共に大に競爭しなければならぬ、時節に於きまして、酒を飲む所の子弟がありましたならば、是より二十年三十年過ぎたならば、我帝國の盛運、或は衰運、此盛衰を如何に卜することが出來るかと云ふことは、私は爰に證據立てることが出來る、今日歐洲の講和會議に於て、どう云ふ人が牛耳を執つて居るかと云ふと亞米利加の大統領「ウヰルソン」でありませう、又此世界の動亂を起した所の獨逸と云ふものは、どう云ふ譯かと云ふと、麥酒の結果である、麥酒の飲んだ所の、即ち傲慢無禮の精神を持つて居るから、獨逸と云ふものは亡びたのであります（拍手起る）亞米利加は何故に今日澤山の金が出來、交通機關が備はり、普通教育の爲めに六七億圓の金を費すやうになつたのは何であるかと云ふならば――酒を飲まないで、三十七年前に未成年者の禁酒が行はれましたから、今日は五十六十になつた人が即ち國會議員にもなつて居るから、亞米利加の四十八州と云ふものが、三十六州まで禁酒國になつて居るのではないか斯の如く即ち亞米利加の國が今日金がある、或は僅か數月間に百五十萬の兵を出し、五百億の金を拵へると云ふやうなことは、何の爲めであるかと云ふならば、四五十年間禁酒主義を其國に擴張してさうして儉約をして銀行へ金を入れ、貯蓄した結果であると云ふことが證明が出來るのである、是は伊東君も御賛成であらうと思ひます（伊東知也君「賛成でありませぬ」と呼ふ）なければまあ貴方は恐らく貧乏するかも知れない（伊東知也君「しない」と呼ふ）諸君、其趣意を以て本案は決して輕々しく諸君が思ふ所の問題ではありませぬ、諸君の子孫、日本の後來に向つての盛衰の決まる所でありまして、若しも國民教育と云ふものが國庫支辨に非ず、昔の通りであつたならば、どうなつて居りませうか、今日はどうしても子供が馬鹿になつたならば諸君の御損である、諸君の御子さんが假りに無いとも、教育費と云ふものは出して居るのであります、法律を以て、此國税を以て、或は地方費を以て教育費を出して行くならば、其子弟を取締つて、此國民と云ふものを立派にすると云ふのが、即ち我日本帝國の國是であると云ふことは、私は斷言して憚らぬ事であります、（拍手起る）どうか諸君、此問題は黨派に依らず、正義公道の問題として、滿場一致を以て篤と御審議の上、通過あらんことを希望します。

〔拍手起る〕

未成年者飲酒取締法案理由書

未成年者の身體各部の組織は未た完全せさるを以て之を成年者に比すれは「アルコール」の浸害を受くること一層多大にして其の最思ふへきものは全國幾萬の學生か飲酒の爲其の目的たる學業を成す能はさるにあり是れ文明諸國か幼者の飲酒取締に關し特に嚴重なる規定を設くる所以なり

英國に於ては千九百一年八月十七日議會を通過し其の翌年一月一日より施行せる幼者酒類賣買取締法あり又米國に於ては千八百八十二年より千九百二年に至る二十年間に各州相前後して未成年者に酒類を販賣する事を禁止するの法律を實施し千八百九十年より千九百年に至る十年間に於て合衆國の人民の壽命は平均四年と十分の一を伸暢せりとは米國教育協會「ハント」氏より先年菊池前文部大臣の通信に確報せられたる所なり殊に近來米國に於ては倍々酒害の國家經濟及國民の衞生上に及ほす影響の甚大なるを憂ひ全國禁酒法を制定せむとするの時に當り我か國に於ても大に酒害の研究に勉めさるへからす今青年に對する飲酒の害たる大要を擧くれは左の如し

一 心臟の神經又は筋肉を刺戟して之を衰弱せしむるのみならす其の筋質をなして脂肪に變せしめ終に其の作用を完全に營むことを能はさらしむ

二 血管は酒精の作用に依りて變質し血壓の爲に往々破裂することあり彼の卒中症の如きは全く腦血管の破裂に依るものなり

三 身體衰へ肺臟より呼出する炭酸の量を減し炭酸の排泄減すれは即ち體内の酸化作用妨害せらる其の結果體溫減し身體衰ふ

四 腎臟實質を脂肪性に變し老廢物を排除すること能はさらしむ

五 肝臟を肥大せしめて常形の二倍と爲すに至るのみならす膽汁を變して綠色と爲し甚しきは黑色と爲すに至る

六 消食器の粘膜を害し血管の彈力性を變弱せしむ

七 血管運動神經に痲痺を起すを以つて血管劇張し血行活潑と爲り諸器管は一時興奮し從て腦の判力をして錯雜ならしめ興奮の爲諸器管活潑と爲りし後尙飲酒を持續すれは先つ小腦侵され爲に筋肉を指揮するの力減弱し僅に增進したる體溫忽ち減退し身體衰冷と爲るへし

故に孰れの點より觀察するも酒の人身に有害無益の毒物たるや明なり吾人國民は將來の良民と爲るへき未成年者に對して最愛なる親權を施行し之を監督養成すへき大責任を負擔するか故に法律に依り未成年者の飲酒を取締るは決して干渉に過くるものに非さるなり偶本案實行の困難を說く者あるも其の困難は獨り本案のみに限るへきに非す若之れを口實として本案の廢棄を唱ふる者あらは是强竊盜盡きさるの故を以て之を自由に放任すへしと說き其の取締の全廢を主張する者と何そ擇ふ所あらむや是れ其の制定を必要とする所以にして玆に本法を提出する所以なり

（參照）

玆に歐米各國の法典中より幼者の飲酒禁止に關する條項を摘載し以て參稽に資せむとす

〇「カリホルニア」州の法律

「カリホルニア」州は千八百九十一年三月十一日を以て幼者飲酒禁止法を制定せり

幼者飲酒禁止法

第一條 滿十八年以下の幼者に酒類を販賣し又は給與したる者並に滿十八年以下の幼者を來客として出入せしめたる飲酒店料理店等の店主は失行罪として之を處分し二百圓以上六百圓以下の罰金に處す

本條の罰金を賦納し得さる者は地方監獄に於て百日以上の禁錮に處す

第二條 此の法律に牴觸する法律規則は總て之を廢棄す

第三條 此の法律は議定の當日より有効なるものとす

〇「メイリランド」州法律

酒類取締法

第八十九條第二項 滿二十一年以下の幼者年齡を僞て成年者と稱し酒類販賣者より酒類を購求したるときは該幼者を二圓以上四十圓以下の罰金に處し五日以上三十日以下の禁錮に處す

同第三項 滿二十一年以下の幼者の爲め酒類を購求したる者は四十圓以上百圓以下の罰金に處し三十日以上九十日以下の禁錮に處す

○英國幼者酒類賣買取締法（明治三十四年八月十七日可決）

英國皇帝陛下は貴族院及衆議院の協贊を經たる幼年酒類賣買取締法を裁可し茲に之を公布せしむ

第一條　千八百八十六年に發布せられたる幼者酒類賣買取締法は之を廢棄す

第二條　酒類販賣營業免許を有する者酒類の何たるを問はす情を知て滿十四年以下の幼者に之を販賣若は交付するとき又は人をして該幼者に販賣若は交付せしむるときは四十志以下の罰金に處し再犯以上は五磅以下の罰金に處す但し購買者の住宅又は執業勞働所に於て販賣若は交付する場合並に酒類賣買の場所以外の地に於て消費せられむか爲め一平（二百五十二匁）以上の分量を器物に入れ該器物に栓を爲し且封印して販賣若は交付する場合は此限に在らす

何人たるを問はす酒類を得へき目的を以て酒類を販賣せられ若は交付せられ又は配賦せらるる場所へ情を知て滿十四年以下の幼者を使に送ることを禁す此の禁を犯す者は前項の罰金に處す但し販賣交付又は配賦せらるへき酒類若は前項の如く器物中に封印せられたる場合は此の限に在らす

第三條　酒類販賣營業免許を有する者は酒類の交付者として家族、僕婢、雇人等を使用することを得

第四條　此の法の下に訴訟の起りたる場合に於ては此の法は英國に於ては千八百七十二年より同七十四年まて施行せられたる酒類免許條例、蘇格蘭に於ては、千八百二十八年より同九十七年まて施行せられたる酒類免許條例、愛蘭に於ては千八百三十三年より千九百年まて施行せられたる酒類免許條例と同一のものとして解釋せらるへきものとす

第五條　此の法に於て「栓」と稱するは栗子の種類の木たると其の他の物體たるを問はす總て之を栓と稱するものとす

封印と稱するは其の物の何たるを問はす之を破壞せされは栓を引拔く能はさるものを云ふ

第六條　此の法を稱して千九百一年の幼者酒類賣買取締法と云ふ

第七條　此の法は千九百二年一月一日より施行す

英國幼者酒類賣買禁止法案の提出

英國衆議院議員「クロムビー」氏より同院に提出せる幼者酒類賣買禁止法案は千九百一年二月十九日を以て同院の議事日程に上り同三月二十日其の第一讀會は開かれたり

是より先き同法案は「サー、ジョセフ、リース」氏より議院に提出すへき筈にて氏は多年衆議院議員として議場の經驗に富みたる老練家なるか故に議院内外の禁酒主義者は深く氏に望を囑し氏も亦法案提出の件に付大に斡旋する所ありしか不幸にして病に罹り到底同案提出の如き重大なる責任を負擔すへからさるものあり依て氏は後繼者として「クロムビー」氏を推薦し同主義者も亦一般に之に同意を表せるを以て氏は則ち「クロムビー」氏に後事を託し政界の煩悶を避け暫く閑地に靜養せり「クロムビー」氏は新進の政治家なれとも其の技倆の非凡なるは既に世人の認識せる所なれは氏は議院内外の輿望に依て愈々禁酒法案の提出者となり左記の諸氏は贊成者として同法案に署名せり

前國務大臣「アスケス」氏
「ドーグラス」氏
「ヘンリー、フヲーラー」氏
「サー、エドワード、グレー」氏
「ハーリー」氏
「サー、ジョセフ、リース」氏
「サー、ウイリアム、ホーヅヲース」氏
「トリトン」氏
「エー、トーマス」氏
「ウイリアム、ジョンストン」氏
「ピール」氏

一千九百一年三月二十日午後零時を以て禁酒法案の第一讀會は開かれたり、此日傍聽席は開會前既に滿員し近年稀なる盛況を呈したりしか原案提出者「クロムビー」氏は滿堂喝采拍手の裡に起立して左の如く演說せり

「クロムビー」氏　滿堂の諸君よ、余は原案提出の榮譽を得たる事を諸君に感謝すると同時に豫め諸君に懇望すへき一事かある其れは外の事てはない元來此原案提出者は知名の人物てない（謙遜々々と呼ふ者あり）提出者か有名の人士てないからと云ふて併て原案其物を輕く見られぬ樣豫め希望す抑々本案は三個の性格を具備して居る、則ち第一に本案は黨派問題に非さること（拍手喝采）第二に本案は時勢の必要に適合して居ること、第三に本案は禁酒主義を溫和に應用せるものなること、此の三個てあるか溫和なる禁酒主義に對して本院中何人も反對はあらさるへし、否な溫和なる禁酒主義は滿堂諸君の歡迎せらるゝ所ならん（ひや、ひや）回顧するに禁酒主義者と其の反對者は近年まて相共に極端に走て氷炭相容れす前者は法律を以て一國の酒類を全滅し根絕せよと說き後者は酒類の賣買のこと並に之を飲むとか飲まぬとか云ふ樣なことは一切法律を以て干涉すへからすと論し、雙方共實に非常の極端主義を固執したりしか爾來世の風潮全く一變して復た斯る極端主義を主張することを止め雙方共に中正穩和の意見に依て酒類問題を解釋するに至れり余輩は國家の爲之を祝せさるを得す（ひや〳〵）今や酒類問題は抽象的討論問題の範圍を脫して具體的實行問題となり、倫理道德問題の域より進みて國家生存問題となれり（喝采拍手）然り酒類問題は國家の生存に大關係を有する實際問題なり、請ふ試みに世界進化の大勢を見よ、列國間に於ける生存競爭は年一年に激烈の度を加ふるにあらすや、此の激烈なる競爭場裡に立て優勝の位置を占むる者は必す心身の强健なる國民なるへく、劣敗の悲境に落入る者は體格の軟弱なる人民ならむ是れ明々白々なる自然の數にして而して酒は人の體格を軟弱ならしむる諸原因中實に其の絕大なるものに非すや（大喝采）果して然らは酒類害毒の蔓延を防禦せむか爲相當の取締を爲すは國家當然の義務なるへし（大喝采）夫れ然り酒類の害毒は之を防止せさるへからす、但し現代人民の飲酒に由て生する所の細大の弊害は嚴重なる取締に依て一切之を掃蕩し得へきか之は一の疑問てある、激烈嚴密の法律を設けて之を勵行するときは現代國民飲酒の弊害を悉く除却することを得へきや否、之は疑問てある、而して余は今茲に之か解釋を試みさるへし、余は過去現在の國民に就ては茲に喋々せさるへし、然りと雖將來は吾人の眼前に在り今の幼者は將來の國民なり、此の將來の國民は今日に比し數層激甚なる世界列國生存競爭場裡に立たんとする者なるか故に彼等の心身を强健ならしむるは彼等の父母たる吾人人民の一大責任に非すや（喝采拍手）次代國民の體格を完全に發育せしむるは當代の國民たる吾人の一大義務に非すや（喝采拍手）果して然りとせは吾人は酒類害毒の幼者に傳染するを豫防せさるへからす、是れ余輩同志者か本案を提出して諸君の贊同を求むる所以なり（拍手大喝采）、而して酒類に關する現時の狀態は如何、彼の飲酒店及酒類販賣店の形況は如何、余固より是等の營業其の物を非難するにあらす、亦店主其の人を責むるに非す、是等の營業者中には寧ろ尊敬すへき人も少なからす、然れとも次代の國民として國家を負擔すへき少年子弟か是等の營業店に出入することに關しては余輩絕對的に反對せさるを得す（ひや〳〵）、精確なる統計によれは、是等酒店に往來する者の中にて少なくも其の一割四分は幼者にして、是等の幼者は其の初めは父兄の爲めに酒を買ふに過きさるにもせよ屢々酒店に出入するに從ひ幼者自から飲酒の惡習に感染することなきを保し難し、否な酒氣を帶ひたる少年をは吾人は途上に於て往々目擊することあり、尤も從來の法律も幼者の飲酒を禁止せさるに非す、即ち酒類の營業者は其の販賣の場所にて飲用せらるゝものと知りたる以上は幼者に賣渡すことを禁止せられ、酒に醉ふたる幼者は警察官に依て拘留の刑に處せらる去れと、此の現行法は實地格別の効用をなささると云ふ其の次第は成るほと、販賣の場所に於て幼者は飲用することを得されとも其の場所以外の地ならは幼者は現行法の下にて自由に酒を飲み得るなり、又酒に醉ふたる少年は現行法により拘留の處分を受くると雖之は酩酊せる少年か警察官に反抗して其の命に服せさる等の如き場合に限られたるに似たり故に余は現行法を評して同法は幼者の飲酒を制止すへき効力を有せさるものと斷言するを憚らす、是れより先き政府は幼者飲酒弊害の漸く大ならむとするを見て即ち調査委員を任命し、少年に酒を賣ることに據て生する所の弊害の度如何を審査せしめたるに其の審査の結果は幼者に酒を賣ることの大害ある事實を充分に證明せり、但し二十餘名の委員は自他の間多少見解を異にし從て其の調査報告書も多數者の意見及少數者の意見なる二種

に分れ即ち多數者は酒を幼者に賣る者と酒買ひに幼者を遣る父母とを併せて罰すへしと報告し少數者は酒を幼者に賣る者のみ罰すへしと報告せり、少數者は更に附記して曰く法律は輿論に適合せさるへからす而して幼者に酒を買はしめたる父母を罰するは輿論の贊成する所に非す、故に酒を賣りたる者のみを罰すれは足れりと、夫れは父母を罰すへきや否の件に付ては多數少數二派の調査委員其の說を異にすと雖酒類を賣りたる者を罰するの件に關しては二派共の意見を同ふして而して亦實に全國輿論を贊成する所なり、此の故に余輩同志者の提出せる本案は全國輿論の後援を得且政府の贊助を得たるものと云ふへし何となれは調査委員は政府の代表者にして而して本案は同委員全部の意見に符合すれはなり、且又本案か本院に提出せられてより以來或は個人の資格を以て或は團體の資格を以て本院に宛てたる哀訴請願書並に各議員に宛てたる勸告狀は其の數實に幾千萬通なるを知るへからす、而して其の大部分は本案の通過を懇請する者に在らさるは無し亦以て本案か輿論を代表せるの明證ならぬ(大喝采 若夫れ本案の各條項に至りては其の字句中多少の修正を要するものもあるへし、本案の提出者は一字一句の修正をも施すへからさる議案として之を本院に提供せるには非す、即ち幼者に酒類を賣ることを禁止せむとするを以て本案の目的となす(ひや〳〵)此の目的を達することを得は即ち足れり、仰き願くは本案をして此日的を貫徹せしめよ(拍手大喝采)

「クロムビー」氏の演說は之にて終了し夫れより討論に入る

「ホーヅウヲース」氏(保守黨議員) 余は本案を贊成す、法案に對して熱心なる同情を表す

「ゼームソン」氏 余は本案に反對なり、併し酒屋と何か關係があるから反對すると看做れては迷惑なり、余は飲酒店には何等の關係を有せす(此のとき「ジョンストン」氏横合より皮肉の質問を試み「火酒醸造所」にも關係なきやと尋ねたり、之には「ゼームソン」氏頗る閉口したりと云ふ、其の譯は氏は「ダブリン」市に於ける有名なる火酒醸造所の大株主なれはなり) 余は決して自から爲めにする所あつて反對する譯てはない、本案は結構な者てあるかも知らぬか併し本案に由て却て祕密に酒を飲む弊害か增長しようと思はれる

「タリー」氏 余も亦本案に反對す、尤も余は幼者の飲酒することを大に嫌惡すれとも併し法律の力に依て此の弊害を制止することは到底出來まいと思ふ、是れ余か本案に反對する所以てある

「ルーカス」氏 本案に反對

「トムキンソン」氏 本案に贊成

「フローワー」氏 本案に贊成

「ヲーショーネシー」氏 本案に贊成(同氏は愛蘭より選出せられたる少壯議員にして熱心なる贊成演說を爲して議場に非常の感動を與へたり)

「ミドルモーア」氏 斯かる法案には反對せさるを得す、斯かる法案は破壞せさるへからす

「ハルデーン」氏 本案に贊成す而して余は本案に對する政府の意嚮を尋問せむと欲す

(此のとき政府委員席に在りたる內務次官「コリング」氏は直に起て左の如く答辯せり)

「コリング」氏(內務次官) 內務大臣「リッチー」氏か所勞の故を以て本日出席せられさるは余の深く悲む所である、併し大臣か居らさるにもせよ余は大臣に代り責任を以て答辯することか出來る、元來政府は本案に對して干涉することを欲せす、本案の取捨は全く之を議員各自由意思に放任することに政府は決定して居る、本案にして第二讀會を開くこととならは內務大臣は其の時意見を述へらるるであらうか併し同大臣は本案の幼者年齡十六年を改めて滿十四年となすへきと豫て申して居られた、又本案第二條中に「情を知て」なる文字を挿入すへしと申して居られた此意見には余も同感てある(「コリング」氏は斯く答辯して演說の局を結ひたりしか其の終局に當りて暗々裡に本案に對して同情を表せさるかの如き口調を漏したり)

「ハーコート」氏(自由黨前內閣の內務大臣) 唯今內務次官は其の答辯の結末に於て酒類問題に關し法律に依て幼者を制裁するは不都合てあるかの如き口調を漏されたるか併し若之を不都合なりとすれは普通教育問題に關し法律に依て幼者の就學を制裁することも亦不都合と云はねはならぬ、法律に依り幼者の就學を督促するは何人も是認する所なると共に法律に依て幼者の飲酒を制止することも亦之を是認すへき筈てある、故に余は政府か本案に對して出來得る限り便宜を與へ以て本案の成立を贊助せむことを希望す、又余は本案を法律調査委員會に付託せむことを希望す、何となれは本案を全院委員會の議に付するときは本案は恐らく破碎すへけれはなり

「バートレー」氏(倫敦市の選出議員) 余は大に本案に反對す、余は本案の破滅を熱望す

「サンドーソン」氏 余は本案に大贊成なり、余の選出地なる愛蘭の人民は其の政派宗派及階級の何々たるを問はす國民一般に本案に對して深厚なる同情を表し本案の通過を熱望せり(拍手喝采)本案をして當期議會を通過せしむるは全く政府の責任に屬す而して余は此の責任を完うせむことを政府に向て懇望する者なり(滿場拍手大喝采)

(「サンドーソン」氏の演說を了りたるは午後五時過なりしか軈て原案提出者なる「タロムピー」氏より討論終結の動議を提出せり)

〇討論終結

議長 唯今「クロムビー」氏の提出せる討論終結の動議に就き採決すへし

討論終結を可とする者 四百〇七人

討論終結を否とする者 ・ 三十一人

討論は茲に全く終結せり

〇採決

議長 次に第二讀會を開く可きや否やに付き採決すへし、之を開くを可とする者は則ち「可」と云ひ之を開くを否とする者は則ち「否」と云ふへし

「可」と云ふ者 三百七十二人

「否」と云ふ者 五十四人

依て本案は非常の大多數を以て第二讀會を開くことに確定せられたり

是より先き議長か第二讀會を「可」とする者過半數なりと宣告するや本案の反對者なる「ゼームソン」「タリー」の諸氏より異議を提出して「否」とする者多數なりと主張し之れか爲め議場は一時混雜を極めたるか議長か最後に「可」「否」兩派議員に起立を命し衆議院書記官をして其の頭數を精算せしむるに及ひ前記の如き結果を得たるなり

次に「クロムビー」氏より本案を法律調查委員に付託すへしとの動議を提出し全院委員會の議に本案を付することの不可なる理由を簡明に演說したりしか、時恰も閉場時刻に接近せるを以て當日は之にて閉場せられたり

又右の「可」三百七十二人と「否」五十四人を政黨に類別すれは左の如し

「可」三百七十二人 此の內譯

自由黨出席議員全部	百四十七人
保守黨	百三十二人
統一黨	四十二人
國民黨	五十三人

「否」五十四人 此の內譯

保守黨	四十三人
統一黨	三人
國民黨	十人

但し自由黨の出席議員中否に贊成したる者は一人も無く、則ち自由黨員は全部擧て禁酒法案の贊成者なりと知るへし

又右表中の統一黨は「チャムバレン」氏「デボンシャイア」公等と共に曾て自由黨より分離せる一派にして國民黨は即ち愛蘭より選出せられたる議員の團體なり又自由黨の名士にして前內閣大臣たりし「ハーコート」、「ジョン、モーレー」、「バンナーマン」、「アスケス」、「チャール、ジルク」等の諸氏は當日打揃ふて議場に出席し熱心なる拍手喝采を以て禁酒派の演說を歡迎し且採決の際「クロムビー」氏の動議を贊成せり、然るに本案に反對して第二讀會を開くを「否」とせる保守黨員以下五十四名の議員中には知名の人士皆無にして平凡の議員のみなりしは當日の一奇觀にてありき

「ハーコート」氏は「グラットストン」氏終身の親友にして「グ」氏と共に議場に出入せること數十年、其の間「グ」氏と共に內閣に列せしこと前後數回に及へり、自由黨中議員の經驗に於て「ハーコート」氏の右に出つる者なく氏は實に自由黨中屈指の老政治家なるか禁酒法案第一讀會の終了せる後或る人に語て曰く「クロムビー」氏の演說は余か議院に於て多年聽聞せる演說中最も善美なるものの一なりと、以て「クロムビー」氏演說の價値を察するに足らむ

英國諸領地の酒類販賣に關し幼者に酒類を販賣する者を罰する法律は大同小異なるを以て茲に之を概括して幼者の年齡と罰金の額のみを略記すれは左の如し

「ノバスコシア」{幼者年齢二十一年以下 罰金五十弗

「ノース、ウエスト、テリトリー」に於ては幼者年齢十八年以下、初犯罰金二十五弗、罰金を納付し得さるとき禁錮一箇月、再犯罰金五十弗、免許狀沒收、罰金を納付し得さるときは禁錮二箇月

「オンタリヲ」{幼者年齢二十一年以下 罰金十弗以上五十弗以下

「プリンス、エドワード」島{未成年者 罰金十弗、酒類販賣營業六箇月停止、再犯は罰金二十弗、酒類販賣免許狀沒收

「クイベック」{未成年者 罰金二弗、罰金を納付し得されは禁錮二週間

「セーチルス」{幼者年齢十五年以下 罰金十留、再犯以上は罰金二十留

「タスマニア」{幼者年齢十六年以下 罰金十磅以下

「トリニダット」{幼者年齢十二年以下 罰金五磅以下

「タークス、アイランド」{幼者年齢十六年以下 罰金十磅以下、再犯以上は罰金二十磅以下

「ヴイクトリア」{幼者年齢十六年以下 罰金二磅以上十磅以下

前記法律の統計　英國諸領地に於て幼者に酒類を販賣することを禁止する諸州は約三十箇にして

此の内幼者の年齢を十六年以下に定むるもの　十二箇、十五年以下六箇、十八年以下三箇、未成年者三箇、二十一年以下十四年以下十二年以下各二箇宛なり又罰金は平均五磅乃至十磅なり

米國未成年者飲酒禁止法理由書

未成年者の身體各部の組織は未た完成せさるを以て之を老者に比すれは「アルコール」の侵害を受くること一層多大なり其の最患ふへきものは全國都鄙幾萬の學生か飲酒の爲其の目的たる學業を成す能はさるにあり是文明諸國か幼者の飲酒取締に關し特に嚴重なる規定を設くる所以なり

酒は人身の臟腑を損傷し血液を汚敗し腦髓を侵害し神經を痲痺す

酒は疾病貧困犯罪等社會百害の最大原因なり

酒は國家の資力を減殺し國民の元氣を消耗せしむ

酒の原質は酒精即ち「アルコール」なり然るに「アルコール」は「モルヒネ」又は「クロロホルム」等に均しき毒藥にして專門醫家の外は濫に之を使用すへきものにあらす

「アルコール」の胃に入るや胃液及唾液を非常に分泌せしめて消化機の調和を破り且胃液中消化に必要なる「ペプシネ」の作用を妨害す

「アルコール」の血管に入るや血液中の酸素を奪取し水分を減少し蛋白質を凝固せしめ以て血液の作用を失はしむ

「アルコール」は肝臟腎臟心臟等に危險なる脂肪變化を起し肺臟を侵害す

「アルコール」は神經及腦髓を刺激し殊に知覺感情の司府たる後腦部は「アルコール」の爲損傷せらるゝこと最大なり

故に何等の點より觀察するも酒の人身に有害無益の毒物たるや明なり或は飲酒家の肥滿を見て健康の表顯なりと云ふ者あれとも事實は正しく反對にして其の肥滿は即ち不健康の證左なり蓋し不淨なる脂肪の凝積するは身體に害ありて益なけれはなり或は酒は體溫を增進すと云ふ者あれとも是亦誤謬の見解なり酒を飲むときは其の刺激に由りて體內の溫度外部に發出するを以て皮膚の神經は體溫の增加を感すと雖其の實外部の增加は內部の減少に由來するを以て全體の溫量は寧ろ幾分か減退するものとす或は又酒は勇氣を鼓舞し氣力を振興すと云ふ者あれとも其の鼓舞振興たるや恰も鞭の馬に於けるか如く鞭を加ふる愈々激しけれは馬は唯た益々疲勞するのみ

要するに酒類は個人又は社會を害する各種の毒惡物中にて其の最たるものなり故に國家は之を禁止すへき義務を有す國家既に阿片を禁する以上は酒類亦固より之を禁せさるへからす蓋酒の害毒は阿片に比すれば數倍甚しきものあれはなり之を病患に喩ふれは阿片は「コレラ」「ペスト」の如く酒は肺病、黴毒の如し肺病黴毒の害毒は「コレラ」「ペスト」の如く顯著ならされとも其の陰險頑强にして而かも流毒範圍の廣大なるは「コレラ」「ペスト」等の遠く及ふ所にあらす

法律に依り未成年者の飲酒を禁すれは聊か干涉に過るの嫌なき歟と疑惑する者あれとも現代の老者と現代の未成年者との關係は一家親子の關係と毫も異なるなく即ち吾人國民は將來の良民となるへき未成年者に對して嚴重なる親權を施行し之を監督養成すへき大責任を負擔するものなり此の理を了解すれは前記の疑惑は自から氷解せむ或は又幼者禁酒法實行の困難を說く者あれとも其の困難は獨り同法に限るへきに非す若し之を口實として同法の廢棄を唱ふる者あらは是强竊盜盡きさるの故を以て之を自由に放任すへしと說き賣淫絕へさるの故を以て之か取締を全廢すへしと唱ふる者と何そ擇ふ所あらむ

玆に北米合衆國諸州の法典中より幼者の飲酒取締に關する條項を摘載し以て參稽に資せむとす

「アイヲワ」州の法律

第二千四百三條　父母又は後見人若は醫者の保證狀を有せさる幼者に酒類を販賣し又は給與したる者は二百圓の罰金に處す但し罰金の一半は該罪狀の告發者に賦與し一半は該罪狀發生地の學校基金中に寄贈すへきものとす

「オレゴン」州の法律

幼者に酒類を販賣し又は給與したる者並に幼者を出入せしめたる飲酒店、料理店等の店主は百圓以上六百圓以下の罰金に處し一年以內の禁錮に處す

右の場合に於ては酒類販賣者又は店主の有する營業免許狀は之を官廳に沒收す

幼者年齢を詐りて滿二十一年以上の成年者と稱し酒類を購求したるときは該幼者を五十圓以上三百圓以下の罰金に處す

「イリノキス」州の法律

父母若は後見人又は醫師の酒類購求許狀を有せさる幼者に酒類を販賣し又は給與したる者は四十圓以上二百圓以下の罰金に處し十日以上三十日以下の禁錮に處す

「ニーハンプシヤ」州の法律

飲酒店の店主又は酒類を差出す宴席の席主等は滿十六年以下の幼者を出入せしめ又は列席せしむることを得す此の四項に背反したる店主、席主等は四十圓以下の罰金に處す

「フロリダ」州の法律

第二千六百三十五條　葡萄酒、麥酒等苟も多少の酒精を含有する飲料を幼者に賣與したる者は無免許密賣罪に依り之を處分す

「アラバマ」州の法律

第三千五百二十一條　酒類販賣の免許を出願する者は幼者に酒類を販賣し又は給與せさるへき旨を嚴正に宣誓したる誓約書を當該官廳に差出すことを要す

紐育州の法律

酒稅法第三十條　會社又は個人にして酒類販賣を營業する者は滿十八歲以下の幼者に酒類を販賣し又は給與することを得す

「ミゾリ」州の法律

第三千九條　父母或は監督者又は後見人の記名せる酒類購求認許狀を有せさる幼者に酒類を販賣し又は給與したるものは失行罪として之を處分し百圓以上四百圓以下の罰金に處す

西「ヴァルジニア」州の法律

第四千二百四十五條　何人に限らす幼者に酒類を販賣し又は給與したる者は失行罪として之を處分し二百圓以下の罰金に處し三箇月以下の禁錮に處す

第四千二百四十六條　飲酒店の營業者幼者を登店せしむるときは失行罪として之を處分す

又同州の酒類取締法中に左の一節あり

酒類販賣營業免許の出願者に對し當該官廳は之に免許狀を下付する前豫め誓約書を差出さしむることを要す

該誓約書中には該出願者滿二十一年以下の幼者に酒類を販賣し又は給與したるときは償金七千圓を差出すへきことを記載せしむるものとす

又該誓約書には該出願者の販賣し又は給與した

る酒類の飲用したる者の醉狂に由りて生したる一切の損害は該出願者總て之を賠償すへきことを記載せしむるものとす

「ウイスコンシン」州の法律

第千五百五十七條　飲酒店營業者、酒類販賣者其の他何人たるを問はす幼者に酒類を販賣し又は之を給與したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處し三十日以下の禁錮に處す

「ミスシッピ」州の法律

第千五百九十四條　幼者に酒類を販賣する者又は之を給與したる者は二百圓以上二千圓以下の罰金に處し六箇月以下の禁錮に處す

第千六百七條　飲酒店營業者若し幼者を登店せしむるときは四十圓以上一千圓以下の罰金に處し三箇月以下の禁錮に處す

第千六百八條　滿二十一歳以下の幼者其の年齡を詐りて成年なりと稱し飲酒店に入りたる場合に於て年齡詐稱の證據を發見したるときは該幼者を四十圓以下の罰金に處し十日以下の禁錮に處す

「モンタナ」州の法律

第五百四十條　飲酒店又は酒類を販賣する料理店の營業者若し幼者を登店せしめたるときは失行罪として之を處分す

第五百四十一條　何人に限らす幼者に酒類を販賣し又は給與せむとするときは其の父母又は監督者の認可を受けさるへからす若し其の認可を經すして之を販賣し又は給與したるときは販賣者又は給與者は幼者の醉狂に由りて生したる金錢上若は財產上等の損害を賠償し且失行罪の處分を受くへきものとす

英國に於ける幼者酒類賣買禁止に關する實況

英國希望協會の運動　十有五年前即ち千八百八十六年五月十五日を以て英國希望協會は幼者酒類賣買禁止に關する意見書一百萬部を印刷して之を全國に配布し大に輿論を喚起したりしか同書の主意は幼者を使として酒類を購求するときは幼者の身體上及精神上に間接に直接に非常の惡影響を及ほすものあるか故に幼者をして酒類を購求せしむることは斷然禁止せさるへからすと云ふに在り

「コニービール」氏の提出議案　衆議院議員「コニービール」氏は千八百八十六年は議會に於て幼者に酒類を賣ることを禁止するの法案を提供せり當時議院内外の同志者は右法案を通過せしめんか爲め大に運動したれとも不幸にして議會の委員會に於て修正せられたり即ち原案に於ては酒類賣買の場所に於て該酒類の消費せらるゝと否とを問はす幼者に酒類を賣ることは一切之を禁止するの法案なりしに修正案は酒類賣買の場所に於て該酒類の消費せらるへき場合に限り之を幼者に賣ることを禁止することとせるか故に幼年は父兄等の爲めに酒類を買て之を持ち去ることを得るなり斯る不完全の修正案にては固より有志家の目的を達することを得さるを以て禁酒同盟會希望協會其他の同志者は相一致して貴衆兩院の各議員に意見書を送り「コニービール」氏の原案を復活せしめんことを請求したれとも遺憾なから貴衆兩院は委員會の修正案通り可決せり即ち左の如し

酒類取締法(修正案)千八百八十六年可決

酒類販賣營業免許を有する者情を知て滿十三年以下の幼者に酒類を賣り之を其賣買の場所に於て使用消費せしむるときは二十志以下の罰金に處し再犯以上は四十志以下の罰金に處す

右の法律は議會に於て可決せられたる後直に施行せられたれとも格別善良なる結果を奏することを得さりき何となれは該法律の下に於て幼者は酒を買ふたる場所にて飲むことを禁せらるるに止り他へ携帶し行くことは自由なるか故に幼年飲酒禁止の大目的は斯る不完全なる法律に依て決して之を達することを得されはなり

各團體の運動　希望協會、禁酒同盟會、幼者飲酒禁止同盟會等の諸團體は千八百九十一年十月更に一百萬部の禁酒意見書を印刷して之を全國に配布し酒類の弊害を國民に知悉せしめ輿論の力に依て前記「コニービール」氏の原案をして議會を通過せしめんとせり然れとも今回も亦議會に於て否決せられたり

「ハルデン」氏の議案　同氏も亦千八百九十六年を以て幼者飲酒禁止法案を議會に提出したれとも是亦成功せさりき

其後の形況　是れより先き禁酒を主張する各種團體並に慈善有志家等は前記の如く數百萬部の意見書又は雜誌を全國に頒布し或は演說に講話に遊說に百方手段を盡して酒類の弊害を人民に知らしめたるを以て飲酒上に於ける諸種の惡習慣漸く改善せんとするの狀況を示し殊に幼者を使として酒を買はしむるの惡習著しく減少し從前夜の十一時頃迄續々として幼者か酒買ひに往來せる街衢も近來は晚方より此の如き兒女の隻影を見さるに至れり又夜間兒女を使に出すの結果は兒女の朝寢と爲り從て每朝小學校へ出席する者の數を減し此弊害は就中下層社會に於て甚しかりしも近來幼者をして夜間使へせしむる惡習の大に減少せるか爲め自然勤學兒童の數に增加を來したり一小習慣の改良と雖も其成蹟此の如く著明なるか故に若し吾人の熱望する如く幼者の飲を全く嚴禁し幼者に酒類を賣ることを禁止するに於ては其功蹟酒の偉大なる實に測り知るへからさるものあるへし、又前記諸團體を初め有志諸士は爾來「ロンドン」、「マンチエスター」、「リバプール」、「ダブリン」等の諸都會を中心として禁酒運動を繼續しつゝあるを以て「コニービール」「ハルデン」諸氏の法案は不幸にして破れたりと雖も是等運動か間接に直接に好果を奏せること尠なしとせす

其他の運動　各寺院、諸教會、市會、町會幼者保護會、學務委員會等は一方に於て政府及議會に向て禁酒運動をなすと同時に他方に於ては酒屋運動を開始し全國の酒類販賣營業免許を有する者を訓戒して幼者に酒を賣るへからさる理由を說示せり

禁酒運動の反對者　由來實業家と稱するの徒は唯是れ我田引水的私利我慾の營のみ彼等の眼中には唯金錢あるのみ彼等は牽强附會の說を捏造して內務大臣及議會に宛て幼者に酒類を販賣するも敢て弊害なき旨を具申したれとも固より一顧の價値たもなきものとす

調査委員會　禁酒運動益々激甚を加ふるに從て政府も之を默視するを得す即ち調査委員二十四名を任名して幼者に酒類を賣ることに由て生する所の弊害の度如何を調査せしむることとはなれり

調査委員會の報告　該報告書は實に數千頁の記事より成るものなるか各頁悉く幼者に酒を賣るの弊害を證明するものに非さるはなしと云ふも敢て過言に非す又該報告は多數者の意見と少數者の意見と甲乙二種より成るものにして二種共に滿十六年以下の幼者に酒類を賣るを以て弊害あるものと認定せり但し委員二十四人の內四名丈けは多數者及少數者の意見に反對し幼者に酒を賣るも全く弊害なしとの意見なりしか此四名は即ち例の實業家中より撰拔せられたる委員なれは彼等か弊害なしと言ふも無理ならさる次第なり扨又右甲乙二種の報告は左の如し

（甲）　多數者報告

酒類賣買の場所に於て該酒類の使用消費せらるると否とを問はす滿十六年以下の幼者に酒類を賣ることは一切之を禁止すへし又該年齡の幼者を酒類を買に遣りたる者は之を賣りたる者と同罪に處すへし

（乙）　少數者報告

酒類賣買の場所に於て該酒の使用消費せらるると否とを問はす滿十六年以下の幼者に酒類を賣ることは一切之を禁止すへし即ち見るへし少數報告者は幼者を酒買に遣りたる父兄をは之を賣りたる者と同罰に處するの意見を闕くと雖も幼者をして酒を買はしむるの弊害は少數者多數者の共に等しく認定する所なるを

法律改正の必要　前記二十四名の調査委員は最も公平に撰拔せられたる者にして而かも其報告右の如くなるか故に從來の幼者酒類賣買取締法を改正して一層嚴重なる法律を設くるの必要は朝野の均しく是認する所となれり

英國の諸領地に於ける法律　幼者禁酒運動は歐洲大陸諸國に於ても將に熾んならんとす然れとも外國の禁酒形況記事は之を他日に讓り本誌に於ては專ら我英國に關する禁酒運動の成否如何を敍述せんに我屬地及殖民地の現況は左の如し

「アンチグワ」の法律

千八百七十九年「アンチグワ」に於て制定せられたる法律は左の如し

酒類販賣の免許を有する者滿十六年以下の幼者に酒類を賣りたるときは二十志以下の罰金に處し再犯以上は四十志以下の罰金に處す

「ベルムダ」の法律

千八百八十年「ベルムダ」に於て制定せられた

る法律は左の如し酒類販賣の免許を有する者滿十六年以下の幼者か飮用するを知て之に酒類を賣ることを得す

前項を犯したるときは二十磅以下の罰金に處し並に該罪犯の告發に關する一切の費用を該犯罪者より徵收す又再犯の場合に於ては前記罰金及告發入費の外に酒類販賣免許を三箇月以內停止し三犯の場合に於ては酒類販賣營業を禁止す

「ケープ、コロニー」の法律（千八百八十三年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十五年以下の幼者に酒類を販賣し若くは交付し又は飮用せしめたるときは十磅以下の罰金に處し再犯以上は四十磅以下の罰金に處す

「セーロン」の法律（千八百九十一年制定）

酒類の免許を有する者又は飮食店の店主たる者滿十五年以下の幼者に酒類を賣り之を飮用せしめたるときは十留以下の罰金に處し再犯以上は二十留以下の罰金に處す

「フヲークランド」島の法律（千八百八十二年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十六年以下の幼者に酒類を賣り之を消費せしむるときは十磅以下の罰金に處し且初犯に於ては酒類販賣の免許を六箇月間停止し再犯以上に於ては該免許を取上くへきものとす又該免許を有する者にして旅店飮食店等の營業者なるときは再犯以上に於ては該營業を二年以上五年以下停止す

何人たるを問はす滿十二年以下の幼者に酒類を販賣し若くは交付し之を持ち去らしめたるときは五磅以下の罰金に處す

「ガムビア」の法律（千八百九十四年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十六年以下の幼者に酒類を賣り之を飮用せしめたるときは二十志以下の罰金に處し再犯以上は四十志以下の罰金に處す

「チプローター」の法律（千八百八十五年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十六年以下の兒女に酒類を賣り之を飮用せしめたるときは二十五「ペセタ」以下の罰金に處し再犯に於ては五十「ペセタ」以下の罰金に處し三犯に於ては百二十五「ペセタ」以下の罰金に處す

「グレナダ」の法律（千八百九十六年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十二年以下の幼者に酒類を賣り又は人をして賣らしめたるときは五十磅の罰金に處す

人島の法律（千八百九十七年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十四年以下の幼者に酒類を販賣し若くは交付し又は人をして販賣し若くは交付せしめたるときは四十志以下の罰金に處し再犯以上は五磅以下の罰金に處す

「マルタ」島の布告（千八百八十三年發布）

何人に限らす滿十六年以下の幼者に酒類を販賣することを得す

「マニトバ」の法律（千八百九十一年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十六年以下の幼者に酒類供給したるときは二十五弗の罰金に處し他の命を受けて酒類實地供給したる者も同罪に處す

罰金を納付し得さる場合に於ては一箇月の禁錮に處す再犯に於ては五十弗の罰金に處し之を納付し得さる場合に於ては二箇月の禁錮に處し酒類販賣の免許を沒收す

海峽殖民地の法律（千八百七十八年制定）

何人たるを問はす滿十五年以下の幼者に酒類を賣り之を飮用せしめたるものは十留の罰金に處し再犯以上に於ては二十留の罰金に處す

「ナタル」の法律（千八百九十六年制定）

酒類小賣營業免許を有する者滿十五年以下の幼者に酒類を賣るときは二十磅以下の罰金に處す罰金を納付し得さる場合に於ては三箇月以內の禁錮に處す

「ニュー、ブランスウイック」の法律（千八百九十六年制定）

酒類販賣の免許を有する者未成年者に酒類を販賣し若しくは給與するときは十弗以下の罰金に處し再犯以上は二十弗以下の罰金に處す（他の命を受けて酒類を實地販賣し若くは給與せる者も亦同罰に處す）

「ニュー、フラーンドランド」の法律（千八百九十五年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十八年以下の少年に酒類を販賣し若くは交付するときは五十弗以下の罰金に處す

「ニュー、サウス、ウェールス」の法律（千八百九十八年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十六年以下の幼者に酒類を販賣し若くは交付して之を飮用せしむるときは十磅以下の罰金に處し再犯以上は四十磅以下の罰金に處す他の命を受て酒類を實地販賣し若くは交付せる者も亦同罰に處す

「ニュー、ゼーランド」の法律（千八百八十一年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十六年以下の幼者に酒類を供給して之を飮用せしむるときは十磅以下の罰金に處し他の命を受て酒類を實地供給せる者も亦同罰に處す

初犯に於ては酒類販賣免許を六箇月間停止再犯以上に於ては該免許を沒收す

南部濠洲の法律（千八百八十年制定）

酒類販賣の免許を有する者滿十五年以下の兒女に酒類を賣り之を飮用せしむるときは二十五志以上五磅以下の罰金に處す

濠洲「クイーンスランド」の法律（千八百八十五年制定）

飮食店の店主又は酒類小賣營業人たる者滿十四年以下の兒女に酒類を販賣供給したるとき又は滿十八年以下の兒女に酒類を販賣供給して之を飮用せしめたるときは一磅以上五磅以下の罰金に處し再犯以上は三磅以上十磅以下の罰金に處し且つ罪犯告發の費用を納付せしむ

○參考

未成年者喫煙禁止法の實行し能はさる故を以て本案に反對する者あり是等は全く其の事實を知らさるものにして假に喫煙禁止法に付別紙內務省警保局の調査に依るに其の違反者數は去明治三十三年より大正七年まで十九年間に實に八十四萬七千四十五人の多きに達せるを見る以て本法未成年者飮酒取締法の施行せらるゝ場合に於ても亦如何に有効なるやを推知するを得へし

自明治卅三年四月一日至大正七年十二月末日　未成年者喫煙禁止法違反者數調（內務省警保局）

道府廳縣及	喫煙器具を沒收したる人員	罰金又は科料に處したる人員	說諭に止めたる人員	合計
北海道	九四三	八一	六、六八三	七、七〇七
東京	三、四三三	一五二	二八、九五六	三二、五四一
京都	一、九一四	三三	二五、八三二	二七、七七九
大阪	九一三	八	一〇、九四〇	一一、八六一
神奈川	一三六	三六	五、五三一	五、七〇三
兵庫	九四五	七四	八五、八四九	八六、八六八
長崎	六二一	二四	八、二五七	八、九〇二
新潟	五二一	三三	八、六六九	九、二二三
埼玉	一五五	三一	三、四〇七	三、五九三
群馬	一四一	二七	一、五三九	一、七〇七
千葉	二三七	六五	八五九	一、一六一
茨城	二一九	三三	三、五四〇	三、七九二
栃木	三三	六	三、四四三	三、四八二
奈良	一、〇一二	四六	一、一八六	二、二四四
三重	一、一六六	四四	一、〇〇八	二、二一八
愛知	八七二	五三	二、九三九	三、八六四
静岡	一六六	七	二、一一一	二、二八四
山梨	四三七	四四	二、五二一	三、〇〇二
滋賀	二三八	一八	三、四六〇	三、七一六
岐阜	八一七	七二	二、〇七七	二、九六六
長野	五一四	三四	一三、五六四	一四、一一二
宮城	二六七	二四	一、四五五	一、七四六
福島	三三五	六一	一五、四〇一	一五、七九七
岩手	二四四	二五	二、八五五	三、一二四
青森	七三〇	四五	九八一	一、七五六
山形	七一	五	四、二一六	四、二九二
秋田	二九五	四一	一、〇四八	一、三八四
福井	一三四	三四	三、四四〇	三、六〇八
石川	二〇一	六七	五六七	八三五
富山	八八九	三三	三、〇二一	三、九四三
鳥取	五一〇	六〇	二、一〇三	二、六七三
島根	三三九	二四	四四九	八一二
岡山	四七八	一七	一〇、三六六	一〇、八六一
廣島	四五五	三六	三、〇三七	三、五二八
山口	四一八	一三二	二、六七一	三、二二一
和歌山	九八	一八	八一九	九三五
德島	一五一	一九	三、四三〇	三、六〇〇
香川	一九六	七八	三、八八九	四、一六三
愛媛	五四五	四二	二、七五八	三、三四五
高知	三一七	四八	三三六	七〇一
福岡	二八三	三一	一九、七七二	二〇、〇八六
大分	三六九	一三一	一八、八三六	一九、三三六

佐賀	七二	四	七六九	八四五
熊本	三三一	三六	二、〇〇八	二、三七五
宮崎	一四六	七	一、二一五	一、三六八
鹿兒島	二〇五	一三	二、八一八	三、〇四五
沖繩	五一	一〇	三、〇四一	三、一〇二
合計	三、二三一	一、九五〇	八二、九六四	八七、〇四五

備考
明治三十三年法律第三十三號未成年者喫煙禁止法は同年四月一日よりの施行に係れり

大正七年中未成年者喫煙禁止法違反者數調（内務省警保局調）

道府縣及廳	喫煙器具を沒收したる人員	罰金又は科料に處したる人員	說諭に止めたる人員	合計
北海道	四〇	一六	八三八	八九四
東京	九	—	二八、二九四	二八、三〇三
京都	一七二	—	五、〇三四	五、二〇六
大阪	一三	—	一、一八六	一、二一九
神奈川	五	—	九九六	一、〇〇一
兵庫	三七	二	三、二九七	三、三三六
長崎	四〇	—	五一五	五五五
新潟	一三	二	三五三	三七七
埼玉	一〇	四	三八二	三九六
群馬	八	—	一六九	一七七
千葉	四	—	九八	一〇二
茨城	四	—	一六九	一七三
栃木	二	—	三七三	三七五
奈良	四二	三	六四	一一八
三重	六二	三	九一	一五五
愛知	二五	二	二六四	二九一
靜岡	一九	—	一三六	一五五
山梨	二七	四	一八三	二一四
滋賀	一一	—	一一七	一二八
岐阜	七一	一五	二〇七	二九三
長野	五二	—	一、一三六	一、一八八
宮城	一九	三	一五五	一七七
福島	二四	六	九二八	九五八
岩手	二四	三	一九六	二二三
青森	八五	六	一三四	一二五
山形	一一	一	三七四	三八六
秋田	三九	二	二二二	二五三
福井	一三	二	三五四	三六九
石川	一五	七	六八	九〇
富山	五〇	四	一五四	二〇八
鳥取	二七	五	一八四	二一六
島根	三四	五	五〇	八九
岡山	一五	一	八九七	九一三
廣島	一九	一	三三三	三五三
山口	二〇	二	一二八	一五〇
和歌山	一三	—	一五二	一六五
德島	九	三	一九〇	二〇二
香川	一三	五九	二八五	三五七
愛媛	二一	二	二二五	二四八
高知	二〇	—	一一三	一三三
福岡	二七	四	二、四一五	二、四四六
大分	一八	三	五三八	五五九
佐賀	六	一	四七	五四
熊本	二〇	四	一七九	二〇三
宮崎	七	二	一三二	一四一
鹿兒島	一一	—	一九六	二〇七
沖繩	七	—	六七	七四
合計	一、二五〇	一八七	五三、二一八	五三、六五五

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て本案は議長指名、九名の委員に付託するに決しました——日程第三、第四の兩議案は、便宜上一括議題となすに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ一括議題と爲します、第三辨理士法案、第四司法代書人法案、提出者鈴木富士彌君。

第三　辨理士法案（鈴木富士彌君外一名提出）　第一讀會

辨理士法

第一章　職務

第一條　辨理士ハ當事者ノ委任ヲ受ケ特許局ニ於テ法律ニ定メタル職務ヲ行フモノトス但シ法律ノ規定ニ從ヒ通常裁判所ニ於テ其ノ職務ヲ行フコトヲ妨ケス

第二條　辨理士ハ報酬アル公務ヲ兼ヌルコトヲ得ス但シ議員若ハ委員トナリ又ハ公務所ヨリ特ニ命セラレタル職務ヲ行フハ此ノ限ニ在ラス

第三條　辨理士ハ商業ヲ營ムコトヲ得ス但シ辨理士會ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條　辨理士ハ辨理士會ニ加入シタル後ニ非サレハ其ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

第五條　辨理士ハ左ニ揭クル事件ニ付其ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

一　仲裁手續ニ依リ仲裁人トナリテ取扱ヒタル事件

二　報酬ヲ受ケ自己ノ取扱ヒタル事件ト利害相反スル事件

三　特許局官吏、判事若ハ檢事トシテ在職中取扱ヒタル事件

第二章　資格

第六條　辨理士ハ左ノ要件ヲ具フルコトヲ要ス

一　帝國臣民ニシテ成年以上ノ男子タルコト

二　帝國内ニ住所ヲ有スルコト

三　辨理士試驗ニ合格シタルコト又ハ辨理士試驗ニ合格シタル者ト同等ノ資格ヲ有スルコト

第七條　辨理士試驗ニ關スル規則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條　左ニ揭クル者ハ辨理士試驗ニ合格シタル者ト同等ノ資格ヲ有ス

一　辨理士タリシ者

二　判事、檢事又ハ辯護士タル資格ヲ有スル者

三　三年以上特許局高等官ニシテ審査又ハ審判ニ從事シタル者

第九條　左ニ揭クル者ハ辨理士試驗委員ノ銓衡ニ依リ試驗ヲ要セスシテ辨理士試驗ニ合格シタル者ト同等ノ資格ヲ有ス

一　學位ヲ有スル者

二　帝國大學又ハ之ト學科程度同等以上ト認ムル内外國ノ學校ニ於テ定規ノ課業ヲ卒ヘタル者

第十條　左ニ揭クル者ハ辨理士タルコトヲ得ス

一　特許法第九十二條、第九十三條、第九十七條、意匠法第二十四條、第二十五條、第二十九條、商標法第二十三條、第二十四條、第二十八條又ハ實用新案法第二十二條、第二十三條、第二十七條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者

二　皇室ニ對スル罪、外患ニ關スル罪、公務ノ執行ヲ妨害スル罪、逃走ノ罪、犯人藏匿ノ罪、證憑湮滅ノ罪、放火ノ罪、溢水ニ關スル罪、水利ニ關スル罪、往來ヲ妨害スル罪、祕密ヲ侵ス罪、飮料水ニ關スル罪、通貨僞造ノ罪、文書僞造ノ罪、有價證券僞造ノ罪、印章僞造ノ罪、僞證ノ罪、誣告ノ罪、猥褻ノ罪、姦淫ノ罪、重婚ノ罪、賭博ニ關スル罪、富籤ニ關スル罪、瀆職ノ罪、殺人ノ罪、墮胎ノ罪、遺棄ノ罪、逮捕ノ罪、監禁ノ罪、脅迫ノ罪、略取ノ罪、誘拐ノ罪、信用ニ對スル罪、業務ニ對スル罪、竊盜ノ罪、强盜ノ罪、詐欺ノ罪、恐喝ノ罪、橫領ノ罪、贓物ニ關スル罪、毀棄ノ罪又ハ隱匿ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者

三　刑ノ執行猶豫中ノ者

四　懲戒處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者

五　辯護士法ニ依リ除名セラレタル者又ハ停職中ノ者若ハ停職中其ノ登錄ヲ取消シタル者

六　辨理士ニシテ登錄ノ取消處分ヲ受ケタル者又ハ停職中其ノ登錄ヲ取消シタル者

七　禁治產者又ハ準禁治產者

八　破產又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者

第三章　辨理士名簿

第十一條　辨理士ハ辨理士名簿ニ登錄ヲ受クヘシ

第十二條　特許局ニ辨理士名簿ヲ備フ

第十三條　辨理士ノ登錄ヲ受ケムトスル者ハ特許局長ヲ經テ主務大臣ニ請求書ヲ差出スヘシ

第十四條　辨理士ノ登錄ヲ受ケムトスル者ハ登錄手數料金二十圓ヲ納ムヘシ

第十五條　辨理士ノ登錄ヲ拒否セラレタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十六條　辨理士ニシテ第十條ノ各號ニ該當シ又ハ該當スルニ至リタルトキハ特許局長ハ辨理士會理事ノ申告ニ依リ又ハ職權ヲ以テ主務大臣ニ其ノ登錄ノ抹消ヲ請求スヘシ但シ職權ヲ以テスルトキハ辨理士會ニ通知スヘシ

第十七條　特許局長ハ左ノ場合ニ於テ辨理士ノ登錄ヲ抹消スヘシ

一　辨理士ヨリ請求アリタルトキ

二　辨理士會理事ヨリ辨理士死去ノ屆出アリタルトキ

三　懲戒處分ニ依リ又ハ前條ノ請求ニ對シ主務大臣ヨリ命令アリタルトキ

第十八條　辨理士名簿ノ登錄ニ關スル規則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條　辨理士ハ帝國內ニ事務所ヲ設ケ之ヲ特許局及辨理士會ニ屆出ツヘシ

第四章　辨理士會

第二十條　辨理士ハ特許局所在地ニ辨理士會ヲ設立スヘシ

辨理士會ハ支部ヲ設クルコトヲ得

第二十一條　辨理士會ハ主務大臣ノ監督ヲ受ク

第二十二條　辨理士會ハ法人トス

第二十三條　辨理士會ハ辨理士ノ風紀ヲ保持シ共同ノ利益ヲ增進スルヲ以テ目的トス

第二十四條　辨理士會ハ左ノ役員ヲ置クヘシ

一　理事　七名

二　常議員　二十名

役員ハ會員中ヨリ之ヲ互選スヘシ

役員ノ選任及解任ハ特許局長ヲ經テ主務大臣ニ之ヲ屆出ツヘシ

第二十五條　理事ハ共同シテ辨理士會ヲ代表ス

第二十六條　辨理士會ハ主務大臣又ハ特許局長ノ諮問アルトキ之ニ答申スヘシ

第二十七條　辨理士會ハ特許局ノ主管事務又ハ辨理士ノ職務上ノ利害ニ關シ主務大臣又ハ特許局長ニ建議スルコトヲ得

第二十八條　辨理士會ハ會則ヲ定メ特許局長ヲ經テ主務大臣ニ屆出テ其ノ認可ヲ受クヘシ

會則ヲ變更シタルトキ亦同シ

第二十九條　辨理士ハ辨理士會會則ヲ遵守スヘシ

第五章　懲戒

第三十條　辨理士ニシテ本法又ハ辨理士會會則ニ違反シタル行爲アリタルトキハ理事ハ常議員會又ハ總會ノ決議ニ依リ懲戒ヲ求ムル爲特許局長ヲ經テ主務大臣ニ申告スヘシ

第三十一條　主務大臣ハ辨理士會理事ノ申告ニ依リ又ハ職權ヲ以テ辨理士懲戒委員會ノ裁決ヲ請求スヘシ但シ職權ヲ以テスルトキハ辨理士會ニ通知スヘシ

第三十二條　辨理士懲戒委員會ニ關スル規則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條　辨理士ノ懲戒處分ハ左ノ四種トス

一　譴責

二　百圓以下ノ過料

三　一年以內ノ停職

四　登錄ノ取消

第三十四條　懲戒處分ハ辨理士懲戒委員會ノ裁決ニ依リ主務大臣之ヲ執行ス

第六章　附則

第三十五條　第十條第五號ハ特許辨理士及特許代理業者ニ準用ス

第三十六條　本法施行ノ際現ニ特許辨理士タル者ハ本法ニ依リ辨理士ノ登錄ヲ受ケタルモノト看做ス

第三十七條　特許辨理士令ニ依ル特許辨理士登錄簿ハ本法ニ依ル辨理士名簿ト看做ス

第三十八條　特許辨理士令、特許辨理士試驗規則及特許辨理士組合規則ハ之ヲ廢止ス

第三十九條　辨理士カ辨理士會設立前委任ヲ受ケタル事件ニ付テハ第四條ヲ適用セス

第四十條　主務大臣ハ本法施行後十日以內ニ辨理士中ヨリ辨理士會設立委員三十名ヲ選任スヘシ

辨理士會設立事務ノ執行ハ委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

辨理士會設立委員ハ選任ノ日ヨリ三十日以內ニ辨理士會設立總會ヲ招集スヘシ

辨理士會設立總會ハ會則ヲ作成シ役員ノ選擧ヲ爲スヘシ

設立總會ノ決議ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第四十一條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四　司法代書人法案（鈴木富士彌君外一名提出）　第一讀會

司法代書人法

（本案は本卷八〇八頁貴族院議事中に揭載せるを以て再揭の煩を避く）

〔鈴木富士彌君登壇〕

〔拍手起る〕

○鈴木富士彌君　簡單に辨理士法案提出の理由を申述べて見たいと思ひます、辨理士と申すのは、特許辨理士の事でございます、十數年前まで、世上俗に特許代理業者として知られて居りました者が、其後特許辨理士と云ふ名に改められましたが、今回更に其名前を辨理士と切り縮めまして、尙ほ現行特許辨理士令の內容改正を加へまして、一面辨理士の風紀を一層嚴重に取締ると同時に、一面其地位の發展向上を圖る爲に、其職務、其資格、其登錄、監督、懲戒等の諸事項に就きまして、更に完全なる規定を設けたいと云ふのが、本案提出の理由の要領でございます、御承知の如く、發明なる者は一國產業の發達の先驅を爲すものである、發明を伴はない產業は、早晩衰微すべき運命に陷るのでございます、衰微しないまでも、他の國の產業が發達勃興するの結果、矢張落伍者の地位に落ちるのであります、所謂進まざれば退くの道理でありまして、之を實例に徵しまするに、日本の藍の製造業は、獨逸の人造藍の發明あつて以來著しく影響を受けまして、今日は昔日の盛觀を見ることが出來ないのであります、此種の實例は到る處枚擧に遑あらずと云ふ有樣であります、どうしても一國產業の發達を圖るには、發明を奬勵尊重すると同時に、發明及發明家を保護する爲めに、最善の努力を費すの必要があるのであります、保護と申しましても、積極の保護もあれば消極の保護もあります、積極的に發明及發明家を保護するのは、即ち政治家及資本家の任務であります、消極的に發明及發明家を保護するのが、玆に辨理士の任務となつて居るのであります、今更事新しく申すまでもありませぬが、此辨理士なる者は、發明家の侶伴となり、顧問となり、其代理人となつて、特許局に對し登錄の申請を爲すと同時に、其發明が他より侵害を受けぬやうに之を保護するのが職務でございまして一國の產業政策の上から見ますと、極めて重要な職業と云つても宜しいのであります、辯護士、醫師と相並んで、世の尊敬を受くべき高等なる「プロフェッツョン」の一に數へて然るべきものと思ふのであります、然るに從來政府が特許辨理士を視ることは極めて輕く、明治三十二年に初めて特許代理業者登錄規則なるものが出來まして、稍々其地位を認められましたけれども、是とても極めて不十分で、謂はば從來「商賣往來」に無かつた特許代理業者と云ふ名前が一つ、御上の書き物に其名を謡はれたと云ふ位に過ぎなかつたのであります、越えて明治三十四年特許法の改正と同時に、前申しました如く、特許代理業者と云ふ名前が特許辨理士と改つて、特許辨理士令なるものが設けられました、其資格職務に就き稍々見るべき規定を公布せられたのであります、併ながら之を辯護士法と比較しますると、其間の逕庭が著しいのであります、尙ほ不十分たるを免れぬのであります、試みに其の一二を擧げますると、第一に辯護士法は御承知の如く法律であります、特許辨理士令は勅令であります、勅令は主務大臣が何時でも勝手に變更することが出來ます、法律は議會の協贊を經なければ、之を改正變更廢止することは出來ませぬ、何れが強く何れが弱きやは、殆ど贅言を費すの必要がありませぬ、私は法律を要求して居る勅令を要求して居ない、是が第一の異なる點であります、第二に辯護士法に於きましては、辯護士に極めて强き自治權を認めて居ります、即ち辯護士は辯護士會に加入したる後に非ざれば、其職務を行ふことを得ずと云ふ規定を設けてありますから、辯護士の風紀と云ふものは、辯護士會で嚴重に取締を致しまして、局外の者は指一本指させない、誠に羨むべき制度であります、然るに現在の辨理士令に於きましては、辨理士の自治權と云ふものは極めて薄弱でありまして、同業組合は認めて居りまするけれども強制加入を認めて居りませぬ結果、特許辨理士會に於ては、其會員に如何に風紀を紊す者があつても、之を取締ることが出來ませぬ、唯今日本全國に亘りまして、特許辨理士の數は千七百七十五人ありますが其中日本辨理士會に加入致して居りまする者は、僅に百九十五人、即ち一割に過ぎないと云ふ狀態であります、是では迚も辨理士同業者間の制裁を嚴重にして、發明界の爲めに貢獻したいと思ひましても、十分之をやることが出來ないと云ふ狀態になつて居るのであります、是が第二の異つて居る點であります、昨年特許局に瀆職事件が起りましたことは、尙ほ諸君の記憶に新たなる所であらうと信じます、從來特許局は伏魔殿と稱せられて居りました、特許局の役人は、賄賂さへ遣れば何でもするものだと云ふやうな考が、一部に持たれて居たのであります、今日尙ほ伏魔殿たる所の誠に惡い名前と云ふものは、決して取去られた譯ではありませぬ、誠に此點は帝國の一大汚辱であると思ひます、之を救濟するの途はどうしたらば宜いかと申しまするのに、意志薄弱

なる特許局の役人、腐敗せる審査官、或は審判官抔は、悉く之を馘首して局內の大掃除をすると同時に又一面此辨理士會に強き自治權を與へまして、特許局の役人を誘惑するやうな不都合な辨理士があるならば、直ちに制裁を加へて風紀を維持するに全力を注がしむるが、刻下の急務であらうと私は信ずるのであります、今回提出致しました所の辨理士法は、是等の諸點に就き特に意を用ゐてございます、辯護士法を模範と致しまして、其長を採つて短を補ひ、辨理士なる職業を一層強き且つ品位ある職業と爲して、一國産業革新の急先鋒である發明家を保護するに、遺憾なきやう配慮を致した積りでございます、幸に諸君の御協贊を得たいと思ひます、それから代書人法は御承知の如く、第三十七議會に於て、當衆議院を大多數で通過を致して居ります、貴族院に於て會期切迫の爲めに、遂に握潰となりましたが、此司法代書人法制定に關する請願は、第三十議會以來每年數百通全國から請願が貴衆兩院へ提出せられまして、其都度採擇の光榮に浴して居るものであります、本年も多數の請願がありましたが、當衆議院に於ては採擇せられて居ります、故に其提出の理由は別に詳しく申述ぶる必要はあるまいと存じますが、御承知の如く代書人には、行政代書人と司法代書人の二種類ありまして、行政代書人は町村役場へ提出する文書の作製を業とするものでありまして、是れは格別專門の智識を要せず、又其文書に誤謬遺脫等がありましても、之を訂正することは極めて容易であり、又斯樣な事があつても、決して之が爲めに當事者が非常な損害を被ると云ふことは無いのでありますが、司法代書人は是と異りまして、之を作製するに、法律上の智識が多少要するのみならず、一度生じたる誤謬遺脫は、後日回復すべからざる損害を當事者に與ふるが常であります、此の點に於きましては、行政代書人と一列に律することは出來ませぬ然るに現在司法代書人は、どう云ふ資格の者が、如何なる手續でなつて居るかと申しまするど、今日何等の法規の無い爲めに、無智無學の者、或は品性の卑劣なる輩が、單に屆書一枚を以て直ちに司法代書人になつて、其職に當つて居ると云ふ有樣で、弊害百出、殆ど今之を取締らざれば、甚だ容易ならぬ弊害を將來に貽すものではないかと私共は考へて居るのであります、それ故に在野法曹界に於ても、先年來屢々司法代書人法制定の建議を當局に致したことがあります、是は是非共資格職務に就て、今少し徹底的な取締をして、又一面之を保護して、司法代書人なるものを司法部の補助機關として、其機能を完うせしむることにすることが、刻下の急務ではないかと信ずるに依りまして、此度再び司法代書人法を提出するに至りました次第であります、是亦宜しく諸君の御協贊を仰ぎたいと信ずるのであります(拍手起る)

○岩崎勳君　日程第三及第四の兩案を一括し、議長指名を以て、特に十八名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ、本案は議長指名十八名の委員に付託することに決しました、日程第五、水産業統一機關設立に關する建議案を議題と致します、提出者唐端清太郎君。

第五　水産業統一機關設置に關する建議案

(唐端清太郎君外二名提出)

水産業統一機關設置に關する建議

農業、蠶絲業、畜産業等我か國重要の産業には皆全國同業者を統一し益斯業の改良發達を計畫する機關あるに拘らす獨り水産業は未た統一機關を設置するに至らす我か國水産業中製鹽を除き漁業の獲る所每年二三億圓の間に在り水産製造品の海外に輸出するもの年額約四千萬圓とす其の內地消費額亦決して鮮少に非す特に四面環海世界第一流の水産國たる我か國に於て同業者を統一するの機關なく各地孤立の狀態に委するは甚た遺憾とする所なり惟ふに將來益水産上の智識を啓發し各地の狀況を疏通し共同以て事に當らしめ內は海洋に遺利なく外は貿易の增進を計るに於て此の機關の活動に待つもの蓋尠しとせす即ち當業者は自ら進むて之を組織すへく而して現狀未た之を望むへからす故に政府は速に關係各郡市島を基礎とし系統的組織を以て此の機關を設置するの方法を設けられむことを望む

右建議す

〔唐端清太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○唐端清太郎君　本案に就て說明を致します、我國の重要産業に就きましては、農業にあれ、畜産業にあれ、或は蠶絲業等、皆なそれ〳〵統一機關を設置致しまして、當業者を指導誘掖して其改良發達を圖つて居ります、所で同じ重要なる産業である水産業には、まだ其機關がありませぬ、水産の一箇年の産額は、製鹽を除きまして漁撈に依て得る所は二三億圓でございます、尤も此統計が甚だ杜撰なもので、政府が施政の參考にせられて居る所は、二億圓未滿であります、當業者が算盤を持つて居る所は、三億圓を超過致して居る、故に二億圓以上三億圓と見れば先づ大差ないことゝ思ひます、それで水産製造の海外貿易に供せられて居りますものは、一箇年約四千萬圓でございます、其外に內地で消費して居りますものも亦尠からぬことゝ存じます、殊に四面環海である、水産業として世界第一流の國だと云はれて居る我國が、今に當業者を統一するの機關も無く、各地孤立の狀態に陷つて居ります、即ち互に氣脈を通じて、各地の狀況を知ることが出來ない爲めに、漁具漁法の改良及之を發明すると云ふことに至つては、殆ど聞く所はありませぬ、又遠く他邦に出でゝ漁業を爲すと云ふ勇氣もありませぬ、それが爲めに豐漁不漁の差は甚しくなつて居ります、其又製造品に付きましても、各地相應じて同種の物を多く産出することを圖らない、各々自由勝手の製造をやつて居る爲めに、同種の産額が少なくなつて、偶々外國から注文がありましても、それを斷るのを例として居る有樣であります、洵に遺憾の次第に存じます、今後此水産業を發展させうと云ふことに就きましては、どうしても一般水産業の智識を啓發しなければなりませぬ、又各地の狀況も相通知して行き、當業者に通曉せしめなければなりませぬ、又製造に就ても協同團結して、以て多額の産出をするやうに致さなければなりませぬ、是等の事柄を爲すに就ては、是非とも此統一機關を設くるの必要があるのでございます、斯樣な必要なものであれば、何故今日までに之を設置しなかつたかと云ふ疑問が起きませうが、是は即ち從來の政府が極力之に反對した結果であります、政府何故に反對したかと申しますると、それには大に理由があります、其理由は唯今述べる必要も無からうと存じまする故に省略を致します、關西九州二府二十一縣の水産業者は、夙に此機關を設くるの必要を認めまして、委員を選定して政府に要求したること、實に幾回なるを知らずであります、而も其度每に政府は斷然之を拒絕して容れなかつたのであります、而して其要求が益々切なるに及んで、已むを得ず大日本水産會をして全國水産大會を開かしめる故、之を以て是に代へよと云ふことでありました、其全國水産大會は、本年一月を以て第四回目を開いたのでございます、是は有志の會合でありまます、即ち各府縣が之に出席すると否とは、其府縣の自由である、從來缺席の府縣も澤山ございましたけれども之を責むることが出來ない、又其出席をしまする者にも、團體を代表して來る者もあり、個人資格で來る者もあり、協議したる事項を、歸つて當業者に報告する義務を有つて居る者も有れば、無い者もある、決議事項實行に至つては、殆ど何等の責任が無いのであります、即ち大會一たび散ぜば終る所何物も無し、一言にして言へば烏合の衆と評すべきものであらうと思ひます、之れを以て此の統一機關に代へろと云ふことは、洵に思はざるの甚しきものと思ふのであります、所が近頃は漁業法實施以來の舊き頭を持つた人が漸く退いて新しき頭腦、新しき抱負經綸を懷く人が政府の局に當られつゝある模樣でございます、又戰後の今日産業の振興を圖るに就ても、水産業も其の中に在ることと存じます、此の際に於いて統一機關の設置を促すのは最も時機を得たるものなりと考へまして、今日提案を致しました次第でございます、尤も此の機關を作るに就きましては、漁業權を有つて居りまする漁業組合とは、何の關係はありませぬ、水産の改良發達を圖るを目的として居りまする水産組合とは、即ち直接の關係を有つて居ります、此の組合を普及し、之れを擴張致しまして、中央に統一機關を置きまするか、又は農會の例に倣ひまして、別に水産會法を設くるかの二途に出ずるの外は無からうと考へて居ります、斯樣な事は當業者が自ら進んでやるべき事でございますが、今日の實況當業者に之を望んでも、到底得ざることが明かでございます、故に政府は此機關を設置せしむべく、適當の方法を設けられんことを希望する次第でございます、幸に御贊成を願ひます(拍手する者あり)

○岩崎勳君　本案は曩に委員付託となりたる、西川太治郎君外五名提出の水産講習所內に淡水科特設に

關する建議案の委員に、併せて付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ動議の如く決しました。

○岩崎勁君 議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に特第一號大正七年度各特別會計歳入歳出總豫算追加案を議題と爲し、委員長の報告を求め、且つ其審議を進められんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 議事日程變更の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ日程變更に決しました――委員長齋藤君。

（特第一號）大正七年度各特別會計歳入歳出豫算追加（委員長報告）

〔齋藤珪次君登壇〕

○齋藤珪次君 特第一號大正七年度各特別會計歳入歳出追加豫算、豫算委員會に於ける經過及結果を御報告致します、本案は表題の示すが如く、特別會計でございまして、大藏省所管に於ける造幣局、印刷局、專賣局、帝國鐵道、朝鮮總督府、朝鮮醫院及濟生院、臺灣總督府、關東都督府、樺太廳、海軍採炭所、文部省所管帝國大學、九州帝國大學、農商務省所管製鐵所の各歳入歳出の追加額であります、其合計を致しますれば二千五百七十一萬餘圓になります併ながら製鐵所及帝國鐵道で、各々一千萬圓近き金を要するのでありまして、他は總て小額のものであります、而して其支出を要する主たる理由は、事業の進捗に伴ふ增加、及物價騰貴に基く經費の增加に要するものでございまして、何れも目下の場合、必要缺くべからざる費目、又已むを得ざるの費目と存じます、殊に職工の賃銀の增加、若くは官吏の手當の如き、是等は何れも七年度に要するものでございまして、即ち本月も之を以て支出を致さなければならぬ急に迫つて居るものとの事でございます、故に是等の事情に照し、委員會は各委員より質問等もございましたが、結局するに何等修正の事項なく、全會一致を以て本案を決定致しました次第でございますから、此段御報告申します（拍手起る）

○岩崎勁君 本案は委員長報告通り可決せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 委員長報告通り御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ、本案は委員長報告の通り決しました、日程第六、國立榮養研究所設立に關する建議案を議題と致します、河野徹志君。

第六 國立營養研究所設立に關する建議案（河野徹志君外十四名提出）

國立營養研究所設立に關する建議

國民生活の安定を得せしめむか爲政府は須らく國立營養研究所を設立し大要左の項目に付研究を爲すへし

一 食料品の化學的分析
一 食料品の消化吸收試驗
一 温量計を以てする人體營養の研究
一 邦人の標準食（保健食）に關する研究
一 經濟的營養法（安價榮養料理）及代用食料品に關する研究
一 食料品調理法の改良に關する研究
一 育兒並療病上の營養に關する研究及調査
一 食料品の貯藏及運搬に關する研究

附帶事業

一 營養學及料理法の講習
一 公開常設食料品及之に關する材料の展覽

右建議す

〔河野徹志君登壇〕

〔拍手起る〕

○河野徹志君 私は國立營養研究所設立に關する建議案を提出致しまして、其提出の理由を申述べたいのでございますが、御承知の通りに營養學と申しますのは、比較的新しい學問でございますが故に、之を御説明申上げますには、勢ひ學術語の專門に渉る術語を用ゐますことは、避け難い事であるやうに考へて居ります、隨ひまして之を細かに此議場で申述べますことは、賢明なる諸君の御倦怠を招きはしまいかと云ふ心配がございますが故に、私は此所には唯結論を申上げて、其結論に對して大體の説明を申上げまして、其説明に不徹底な事もあらうかとは存じますが、若し幸にして此議場の諸君が此建議案を御採用下さることになりまして、委員にでも御付託になりますことがあります際には、其際に於て尚ほ詳細に申述べたいと考へます、此點は豫め御宥恕を願つて置きます、其結論を先に朗讀を致します、第一「朝野協力米の生産增收に努力するも遂に人口增加及他の原因に由る米の消費量を補ふに足らす故に米穀を主食とする我國家は永久其自給自足を完ふすること能はす」是が第一の結論、第二の結論は「第一の理由に依り食米を節約し米穀を主食とする習慣を打破し米に混するに他の穀類及副食物の種類を增加せる新しき献立を作り我國民に必適すへき標準食即ち保健食を定むることは目下の急務なり」是が第二の結論、第三の結論は「標準食は現今進歩せる營養學上の調査研究を基礎とし衞生に合ひ經濟的にして國民の嗜好に適し且つ其生産額豐富にして一般國民の普遍的に食用し得へき各種食糧品の混成より成らさるへからす」第四の結論は「確固たる學術上の基礎を有する標準食は最も文明的にして數千年來米を主食とせる國民習慣上の信念を打破すへき唯一の武器なり故に營養學上の研究調査は目下緊急解決を要する食糧政策上の第一要義なり」是だけが結論でございます、第一の結論に就きましては、第四十議會及本議會に於きましても、政府當局者は勿論、賢明なる議員諸君が討議に討議を重ねられまして、茲に私が辯を弄して之を論ずるの必要はないと信じます、唯々此第一の結論は私の建議を致しましたるところの根本の原因でありまする爲めに、一事諸君に御記憶を願ひたいと信じます、其の事は米の産額に於きまして、今年の如き平年作に於きましても、當局者たる農商務大臣の御辯明に依りますれば、約五六百萬石の外米を輸入しなければ、食糧の不足を訴へると云ふことでございます、我國の米作の歴史に依りますれば、三十年若くは五十年には、必ず凶作があると云ふことでございます、此の凶作の際には少くとも一千萬、或はそれ以上の外米を輸入しなければ、我食糧は不足を告げるであらうと信ずる、又一朝外國が武力に依り、或は此の頃唱へられて居ります所の所謂經濟聯盟に依りまして、米の輸出を禁ずると云ふやうな場合がありましたならば、第一の場合に於ては、我國の正貨準備の基礎を成す所の正貨の巨額の流出を促し、第二の例に於ては、國民が常に飢餓に陷ると云ふやうな、非常に寒心すべき事實を生ずると云ふことが、諸君が既に十分御承知になつて居ることゝ存じます、唯々私は此點を御記憶に留められんことを望むのであります、それから第二から第四は一括して申上げたいと思ひます、國家經濟の上から正貨の流出を防ぎ、又食糧政策の上から米の消費を節約すると云ふことは、是は何人も異議が無い、又何人も議論の無いことであります、今日朝野の憂國の士が、此節約方法に就て種々の良案名策を唱へられて居るのでありますが、其例は或は半搗米論となり、或は玄米食論となり、或は麥飯奬勵論となると云ふ如き種々の方法が、憂國の士に依つて絶叫されまして、成べく國民一般が是等の提議に就きまして穀物の節約を爲し、穀物即ち米の節約を爲すと云ふことを希望すると云ふことは、吾々も同感であるのでございます、併ながら此數千年來歴史的に慣習致して來た所の米、或は白米の食料、又其口舌に馴れました所の米食を、斯の如き絶叫のみに依つて其習慣を打破することは甚だ困難な事ではあるまいかと私は信ずるのでございます、國民に向ひまして、單に米の食用を節せよ、副食物を多く增加して、米を食することを節せよ、又雜穀を食せよ、外米を食せよ、斯の如く叫んで見ましても、國民は之に對して必しも信任をせないと思ふのであります、其所以如何と申しますれば、國民が數千年歴史上の習慣に依り、又父祖から傳つた所の經驗に依りまして、雜穀の如き物を食したならば、其健康を害すると云ふことは自然に知つて居る、又さう云ふものは不味い、即ち嗜好に適しないことを知つて居る、而して副食物の如きは、我國の古來の習慣上寧ろ不經濟なる物が多いのである、故に國民の一部の頭には、所謂副食物なるものは、恰も贅澤物であるかのやうに考へられて居る傾もあるだらうと存じます、又歴史上の習慣、歴史上の信念を有する所の國民が唯々米を節すべしと云へる提議に感服せず、之を信認せざると云ふことは、私共から考へますと、是は無理のない事であると考へる、然らば此米を節約すると云ふことは到底不可能であるか斯樣に考へて見ますれば、是は必しも不可能の事ではないと私は信ずるのであります、其理由は、若し茲に我國内に産しますところの各種の食料品に就て其精細なる學術的檢査を施し、さうして新しい献立を作り、新しい調理法を施しまして、さうして新調理法

を施した所の新献立に依る食物は、決して國民の健康を害するものでない、又不味いものでない、即ち嗜好に適する、又不經濟のものでない、斯う云ふやうな事を學問の上から研究致して、國民に提議を致したならば、私共は今日の理智ある國民一般は、必ず之に耳を傾けるであらう、之に共鳴するであらう此提言を歡迎するであらうと信ずるのであります、之に就きましては極めて、手近い例があります、諸君、此維新前に於ける所の我食物の献立は、今日に於ける所の食物の献立とを御比較になりますれば、直ぐに此疑點は諒解すると存じます、維新前に於ける所の牛肉に對する國民の感想は如何でございましたか、又今日新聞に傳ふる所に依りますれば、一斤二圓五十錢に値する所の、彼の鮪に對する國民の觀念は如何でございましたか、又牛乳に對しては如何でございました、斯の如く算へ來れば、其食品が例へば新しい物にもせよ、或は新しく調べられた物にもせよ、其提言せられたことが合理的であつて、さうして國民の嗜好に適する物であるならば、國民は決して斯の如き提言に從ふと云ふことを躊躇するものでないと私は信ずる、又一方の例を考へて見ますと、御承知の通り米の營養の價値を考へますと、若し米のみを單純に食して居りました場合には、毎日精米六合を要する、然るに此米の六合の中に存する所の營養價値を他の物と較べますれば、是は僅に乾鰊二本にしか値しない、米の六合を毎日食したならば、吾々の健康を害すると云ふことは分り切つた話で、又此乾鰊なる物の營養價値を牛肉に較べたらどうであるか、牛肉に較べたなら殆ど牛肉の五十日に相當する、斯の如くにして若し此乾鰊なる物が、果して能く消化される物であり、能く之を調理致しましたなら、風味を佳くして、國民の食膳に上り得べき物でありとするならば、國民は此點に向つて、決して之を以て不經濟なりとし、之を以て健康に害ありとし、之を以て嗜好に適しないと云ふことは、言ふまいと思ふのであります（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）尚ほ之に附帶致しまして、先刻水產業の事の話がありましたが、我が水產の主なる物は、其收獲高に於ては鰊と鮭であります、此二つの物が我國民の食膳に上ると云ふものは甚だ少ない、鰊に於きましては、當業者の話に依りますと海外へ輸出する物の總てを合して約二割しか食料にならぬ、而も是等の物は、其營養價に於て牛肉に劣らず鯛の身に劣らず、又鮪に劣らぬのであります、さう云ふ事は學術上の研究を致しましたなら非常に經濟的な物であつて國民の食糧として顧みられない物が多々あると信ずる、是は所謂食糧經濟の上から見まして、實に遺憾千萬の事であると私は信ずるのである、それから次に保健食に就て申上げます（「謹聽々々」と呼ふ者あり）此人身の健康を維持致し活力を養ふ、即ち此「エナーヂー」なるものを發揮するには、生理學上一定の養素があります、是は私が爰に申上げるまでもないのでありますが、唯々一言申上げて置きます、是は即ち普通に稱へて居ります蛋白質なるものそれから脂肪なるもの、含水炭素なるもの、此三つであります、是は國民に依り、年齡に依り、男女に依りまして、一日に要する分量は勿論多少の違があるのでございますが、日本人の男子にして中等に發育した人には、蛋白質二十四匁、脂肪は五匁半、含水炭素が百二十目、之を活力として、之を溫の量から計算して見ますと二千四百「カロリー」と云ふものになる（「尙ほ一層詳細に」と呼ふ者あり）どうか新米ですから暫く御辛抱を願ひます――各種の食物と稱するものは、皆な此三養素を大なり小なり含んで居るのでございまするが、此養素の含んで居ります所の程度は決して同一でない、先刻申述べました分量の養素を一の物質の中に含んで、殆ど之に類して居る物は唯々牛乳のみであります、即ち牛乳に致しましても、人乳に致しましても、同じ事故に此保健食料を得やうと考へますれば、必ず此三養素を違つた程度に於て含んで居りまする所の各種の食料品を混合して、之を調和しなければならぬのであります、それ故に米のみを、或は麥のみを單食すると云ふことは、決して此營養の目的を達する所以でないのでございます、營養の目的を達するには必ず混食を要する、混食は經濟的であるのみならず、之を調理致しまして嗜好に適することも容易い、容易いばかりでなしに、人間の消化器は、混食に對してより善き消化力を持つて居るのである、是が即ち私が保健食なるものは、文明的の食糧であると云ふことを申述べた所以である、それからもう一つは此保健食の第二の要義とします所は、斯の如く混合を致しまして混食に致しましても、此混食中に含まれて居る所の各養素は、身體に入りまして、其總てが全部營養を爲すものではないのであります、即ち此養素の中には身體に適しない物がある、身體は嗜好に適する物のみを選擇して、之を食品の中から抽出を致して、さうして始めて其營養に供するのでありますそれ故に化學上の分析に依りまして、先程述べました生理學上の三つの養素を含んで居る所の物を適當に按排を致しましても、身體に吸收さるゝに當つては、其養素の中で役に立たぬ物が出來るのであります、此役に立つ役に立たないと云ふことを細かに研究を致して、さうして此の研究した所の成績に依つて更に新しい献立を組立て、新しい調理法を施してさうして健康に適するやうにするのが即ち此營養學上の研究の目的であるのでございます、之を爲しまして、身體中に於て幾何の「エネルギー」を發するか、即ち生活力を發揮するかと云ふことを實驗上に檢査を致しまして、始めて其營養價の全部が分るのであります、斯の如き食物を指して、保健食料或は標準食と唱へるのでございます、勿論此標準食或は保健食と唱へる物は、國民一般の食用になるやうに組立てなければならぬのでありまするから、唯今の要件の外に、尙ほ其嗜好に適する事、經濟的なる事其產額の豐富なる事を要することは勿論でございます、保健食料の選定を致し、是が調査研究を致しますることは、國民の食料政策上、又保健衞生の上から考へましても、國家の根柢を成すものであるが爲めに、歐米に於ける先進諸國に於きましては、夙に營養學上の研究の見地から、今まで存在して居る所の食物を改良することは、勿論新しい食物の選擇、之に依つて生ずる所の新しい保健食料の研究、是等の研究を始終怠らずに續けて居るのであります、一例を申上げまするすると、例へは華盛頓に於ける中央試驗所、又「エール」大學に於ける營養研究所、「カーネギー」研究所に於ける研究室、劍橋の研究室、「ミユンヘン」に於ける研究室、「ウヰン」大學に於ける研究室、皆な國民の爲めに此食品の改良、食品の選擇其他に就て銳意研究を續けて、其研究した所の結果を國民に報告して、國民の共鳴を得て、食料品に改良進步を施しつゝあるのであります、如何に文明諸國が此食料品に就て學術上の基礎を應用して居るかと云ふことは、今回の歐洲の戰役に於きまして、營養學の最も泰斗として崇敬される所の、彼の「エール」大學に於ける「チッテンデン」と云ふ人を聯合軍の軍需主官に任命したる如きも、即ち各國の政府が、是等に就て注意をして居ることを窺知るに足るであらうと思ひます、又彼の戰時「パン」或は食料制限の事、皆な是等の研究所に於ける成績を以て基礎として、歐洲列國若くは亞米利加に於きましても、皆な之を實施する所の基礎には、營養學上の研究を用ゐたのであると云ふことであります、で翻つて我國を見まするすると、帝國大學首め其外民間にも、一つの是等の研究に關する所の機關も無く、設備も無い、若し我帝國に於て食料の調査をする新しい献立を作ると云ふことを企てましたならば、唯唯古き化學の分析表に依りまする所の、內務省の衞生試驗所の分析表を基礎とするのみであります、斯の如き有樣でありますから、我國に於きまして、若し此保健食料、又は一朝事變に際しまして、食料の制限令を施かうと云ふやうな場合が出來ました時分には、白米何合を大人一人に給したならば、其最低限の分量は幾らであるかと云ふことさへもまだ不明であります、茲に一例として此研究が殆ど出來て居ないと云ふことを申上げて見たいと思ふ、それは國民が唯今主食と致し、又唯一の生活上の資料と致しまする所の米であります、此米に於きまして化學の分析は既に成り、それからして又之が消化をされる割合も分つて居ります、分つて居りますが是が身體中に入りまして、血液の中に入りまして、是が幾何の生活力を發揮するか、即ち生活のどれだけの補助をすると云ふ事は、まだ實驗上誰も證明した人は無いのであります、邦人の身體、即ち日本人の身體に就て、何人も證明した人が無いのであります、何が故に證明をしないか、斯う申しまするすると、此建議案の研究條項の第三項に擧げました溫量計を以て活力を計ると云ふ設備が、我日本國に於きましては、殘念ながらまだ無いのであります、此結論から言ひますると、彼の玄米若くは半搗米、若くは麥飯、是等の物が化學的の分析の上に於ては、白米に優ることが萬々であるのでありますが、是が身體中に入りまして眞正の活力を發する段になりましたならば、即ち最後の場合に於きまして、果して白米が玄米に劣るか、又麥飯に劣るかと云ふことは、まだ未知數でございます、それ故に先日此席上に於きまして荒川代議士が、白米が玄米の去勢したる物であると云ふ御說明がありましたが、其去勢と云ふ事に就ては、

まだ學問上の說明はございませぬ、斯の如くでありますするから、我食料品の眞正の學術上の研究は米に就てゞさへも無い、斯う云ふやうな慨れなる有樣、遺憾なる有樣であるのであります（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）で斯の如く研究の不足なる時に當りまして、國民に向ひまして、米を節せよ、雜穀を食せよ、他の食品を以て之に代へよと云ふやうな、學問上の根據なき提言を爲して、國民が果して之を用ゐ之に共鳴をして、さうして其提言を承知するでありませうか、私は寧ろ國民が之を承知しないと云ふ事が、合理的でないかと信ずるのであります、（「ひやひや」と呼ふ者あり）斯の如く申上げましたならば、我帝國には是等の研究を爲す所の能力、又それを有する所の學者無く、又學者は有つても其研究を等閑にして居る、即ち熱心でないと云ふ所の疑問は、必ず何人も起ることであらうと信ずる、然れども是は我國に於て之を研究する所の機關が無い、研究所が無い爲めに、熱心なる學者も、素養のある所の者も如何ともすることが出來ない有樣であるのであります、殊に此設備には相當の經費を要する事でありますから、我國の清貧を以て甘んずる學者には、是は無理な注文であるのである、之を學界から申しますれば、洵に悲慘な事であり、又國民の食糧政策の上から申しますれば、實に遺憾千萬と存ずる次第であります（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）で然れども此十億の豫算を要する我が國家の財政の上から見ましたならば、是が設備に要する二十萬圓內外の經費又數萬圓の經常費は、恰も大山の一粒、大海の一滴の如く誠に微々たるものでありまするにも拘らず、若し此研究機關を設けたならば、多少の時間を假して、餘り長き時間を要せずに相當の効果を擧げ得べきは、私が信じて疑はない所であります（「簡單々々」「詳細にやるべし」と呼ふ者あり）で今日米價食料問題の最も緊急を要し、最も早く解決を要する時機に於きまして、數十萬圓の經費を投じまして斯の如き食糧政策の根本問題に觸るゝ所の研究機關を設けると云ふことは、最も焦眉の急務であると私は信ずるのであります、で是は即ち此建議案を提出致しました所以であります（拍手起る）聞く所に依りますれば……（笑聲起り「謹聽々々」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 靜粛に願ひます。

○河野徹志君 內務省に於ける保健衞生調査會から當局大臣に向つて此趣意の建議書を出されたと云ふことである、當局者も多分此研究所の設立が、必要である緊要であると云ふことを御認になつて居ることゝ信ずるのであります、それ故に賢明なる滿場の諸君も、翼くば此案を御賛成下されんことを懇願を致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君 本案は議長指名を以て九名の委員に付託されんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ、本案は議長指名、九名の委員に付託することに決しました。

○岩崎勳君 此場合議事日程變更の緊急動議を提出致します、即ち玆に大正七年勅令第三百七十三號の承諾を求むる件、穀類收用令承諾を求むる件、大麥小麥及小麥粉の輸入稅減免に關する法律案、第一讀會の續、大正七年法律第三十七號中改正法律案第一讀會の續を一括して議題とし、委員長の報告を求め且つ其審議を進められんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ以上列擧せられたる諸問題を一括して議題と致し、委員長の報告を求めます鵜澤總明君。

大正七年勅令第三百七十三號（承諾を求むる件）

（委員長報告）

穀類收用令（承諾を求むる件） （委員長報告）

大麥、小麥及小麥粉の輸入稅減免に關する法律案（政府提出） 第一讀會の續 （委員長報告）

（確定議）

大正七年法律第三十七號中改正法律案（漆昌巖君外一名提出） 第一讀會の續 （委員長報告）

（確定議）

〔法學博士鵜澤總明君登壇〕

〔拍手起る〕

○法學博士鵜澤總明君 大正七年勅令三百七十三號米及籾の輸入稅の低減又は免除に關する件、此勅令の承諾を求める件、それから大正七年勅令第三百二十四號、穀類收用令の承諾を求むる件、大麥、小麥及小麥粉の輸入稅減免に關する法律案、大正七年法律第三十七號中改正法律案、此案の委員會に於ける報告を致します、委員會は數回開きまして、政府の說明、委員諸君の質問及び政府との應答等がありまして、大體に於て最も問題となりましたのは、穀類收用令であります、それで大正七年勅令第三百七十三號及他の法律案二件に就きましては、非常に簡略な質問應答に依つて質問を終了したのであります、先づ此大正七年勅令第三百七十三號から御報告を申上げますが、此勅令第三百七十三號は「政府ハ當分ノ內勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ米及籾ノ輸入稅ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得」斯う云ふ勅令の本文であります、之を提出するの理由及說明等は、既に本會議に於て當局より盡されて居りますから、玆に重ねて詳しく御報告する必要はなからうと思ひます、委員會に於きましても、此點に付きましては別に深い質問應答は無かつた次第であります、それから次に穀類收用令でありますが、此穀類收用令に就きましては、是は少しく詳しく御報告を致したいと思ひますが、此穀類收用令は大正七年勅令第三百二十四號として公布せられたのでありまして、其第一條は「農商務大臣ハ國民ノ生活上緊要ナル場合ニ於テハ補償金額ヲ定メ米雜穀ヲ收用シ又ハ其ノ指定シタル者ヲシテ之ヲ收用セシムルコトヲ得」是が第一條であります、それから第二條に「前條ノ規定ニ依リ收用シ又ハ收用セシメタル米雜穀ハ農商務大臣價格ヲ定メ之ヲ賣却シ又ハ賣却セシムルコトヲ得農商務大臣ノ買入又ハ買入レシメタルモノニ付亦同シ」斯う云ふのでありまして、是と共に農商務省令の第三十二號に依りまして、穀類收用令施行規則と云ふものが出て居るのであります、で此施行規則の第一條に於きまして「穀類收用令ニ依ル收用ハ收用セムトスル米雜穀ノ占有者又ハ所有者ニ收用決定書ヲ交付シタル時ニ其ノ効力ヲ生ス」斯う云ふことに致しまして、收用の實際の運用を圖つて居るのであります、それから是と同時に大正七年の農商務省告示第二百七十一號に依りまして、其第一に「麥類收用令第一條ノ規定ニ依ル補償金額ハ東京又ハ大阪ノ正米市場ニ於ケル中米ニ付左ノ如ク定ム、一、大正七年九月五日ヨリ九月二十日迄一石ニ付金三十三圓以內、一、同年九月二十一日以後追テ改定スル迄一石ニ付金三十圓以內」斯う云ふ農商務省告示が出て居ります、それで之に就きまして、質問が起つた點であります、先づ此三十圓又は三十三圓と云ふやうに、補償價格を定めたと云ふ事に就ての數字上の根據は、如何なるものであらうかと云ふやうな事に就きまして、委員の中から質問が起りました、之に對しまして政府は、數字上の根據と云ふ確定的の說明は出來ないけれども、國民の生活狀態、農民の經濟狀態、或は此生活上の不安定を來さゞる程度に於て見るならば、三十圓或は三十三圓と云ふやうなことに定めることが相當であらうと云ふやうな、さう云ふ答辯がありましたそれから尙ほ此勅令に就きましては、法律上の問題と致しましては、此勅令を果して政府に於て、實際に適用したものであるかどうかと云ふ質問がありまして、政府は此勅令は出たのは出て居るのであるけれども、未だ實際に適用したものではない、兼光とか何とか云ふやうな寶刀のやうなもので、懷に納めて居るけれども、未だ實際に之を適用したものではない、併ながら勅令自體としては實施されて居るのであるから、其法の反射的作用として、米價の調節に多少の効力あるのみならず、今日之を存在せしめて置く必要のあるものである、斯う云ふやうなる說明がありました、之に對して勅令の第三百二十四號と、それからして大正七年勅令第九十二號との關係はどうであるか、勅令第三百二十四號に依りますれば、指定商人と云ふやうなものを定めることになつて居るのでありますが、指定商人と云ふやうなものを定められたのは、此勅令第三百二十四號の施行に當つて定められたものではないか、斯う云ふやうな委員の質問がありまして、之に對して政府は、それは勅令第三百二十四號に依つたのでなくして、大正七年勅令第九十二號に依つたものである、斯う云ふやうな說明がありましたからして、此兩勅令との間の關係は、どうであらうかと云ふやうな質問應答があつた次第であります、そこでまだ其外に米の供給に於て、政府は果して滿足なりとするやうな狀態に在ることを、言明が出來るかどうかと云ふやうな、一括しての意味はさうであらうと思ひますがさう云ふやうな質問もありましたし、政府に於ては、大體十分に國民の安定の出來る程度に、外國米、或は朝鮮米、支那米等の內地に入るやうな方法を執つて、十分に其米の內地に於て充實するやうな方法を執る積りであり、又其見込は大體ある積りであるが、併

ながら安心は出來ない、斯う云ふやうな應答がありました、段々詳しい應答もございましたが其詳細に就きましては委員會の速記錄に讓りまして、大體特別の點だけの御報告に止めて置きたいと思ふのであります、それから大麥小麥及小麥粉の輸入稅減免に關する法律案に就きまして、政府の意嚮と致しましては、小麥と小麥粉の輸入に付きましては、成べく小麥を多くすることにし、小麥粉に就きましては、成べく內地の製粉業者に壓迫を加へないやうな方針を以て進んで見たい、斯う云ふやうな意嚮であつたやうに記憶致します、それから小麥の稅を免除する割合と、小麥粉の稅を減ずる割合と云ふものは、同一の割合にすると云ふやうな趣旨の說明があつたのであります、それからして當分の內と云ふことは、當分の內とあるが、詰まり此食料品の需要供給の調節と云ふものが出來るやうになれば、成べく早く撤廢を致したいと云ふやうな趣旨に政府は說明されたのであります、それからして大正七年法律第三十七號中改正法律案――朝鮮から大正七年法律第三十七號に依つて生きた牛を移入するに就ては、移入稅を免除することになつたのでありますが、生牛肉を移入することに就ての稅を未だ殘して居つたのであります、此稅の免除を生の牛肉にも及ぼすと云ふ改正案は、本會に於て提案者の溱昌穣君から說明された通りであります、其法律案であります、之に就きましては政府は反對はしない、大體に於て先づ贊成の意味で、反對をしないと云ふことの意味を言明されたのであります、そこで採決に當りまして、異議のない所から決を採りまして、大正七年勅令第三百七十三號大麥、小麥及小麥粉の輸入稅減免に關する法律案、及び大正七年法律第三十七號中改正法律案是れは委員會の全會一致を以て可決したのであります殘る所の大正七年勅令第三百二十四號に就きましては、本案に對して井原君、下岡君、横山君等から反對の意見が出ました、前田君、尾崎君、石原君等から承諾を與ふべしとの意見が出ました、採決の結果は承諾を與ふべしとする者は八、承諾を與ふべからずと云ふ者が五でございまして、本案は委員會に於きましては、八名の多數に依りまして承諾を與ふべしとすることになつたのでありますが、出席委員の中五名の反對がございますから、此反對の方から少數意見が提出になつて居るのでありますが、是は何れ此處に於て報告せらるゝことゝ存じます、此段委員會の經過及結果の大體を御報告致します。

〔拍手する者あり〕

○議長（大岡育造君） 唯今委員長の報告は四件でありまするが、此中で御聽の通りに穀類收用令に就きましては少數意見もあり、多分討論もあることゝ思ひますから、先づ穀類收用令より討議を始めて、然る後に他の諸案に移りたいと思ひます、少數意見の報告を待ちます――井原百介君。

〔井原百介君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○井原百介君 唯今議題となりました所の穀類收用令、之に就ては吾々は承諾を與ふべからずと云ふ意見であるのであります、其理由の大要を此場合申述べますると云ふと、第一此緊急勅令なるものは、最も危急の場合に於て、已む可らざる場合に際して、始めて發せらるべきものであると思ふのであります成程昨年の此發令のありました當時は、確に食糧が不足して居つた、値段が高いと云ふことを以て、各地に於て暴動が起つた場合でありまするが、併し之を適用せずに濟むべきものであつたのであります、方法さへ宜ければ、必ず彼の緊急勅令なるものを出さなくとも、十分之を救濟する途があつたのであります、現に論より證據である、此勅令が出ましたけれども、今日に至るまで一回の適用もされて居らぬのであります、之を言ひ換へて見ますると云ふと、之を發せられた當局者の意思は、唯々之を以て威さんと云ふことの意味に於て發せられたものと思ふのであります、果して緊急勅令なるものは、斯の如き意味に於て發して宜しいものであるか、而もそれを適用する必要が無い――實際用ゐずに濟んだのであります、此適用をしなくて濟むやうなものを、緊急勅令として發すると云ふやうな事は、不當な處置であると吾々は言はなければならぬ、或は是は先刻委員長からの御報告中にもありましたが、懷に入れて居る所の寶刀であると云ふやうな事を、當局者は言はれて居るのでありますが、私は寧ろ是は寶刀と言ふよりか、出刃庖丁、或は短銃、强盜の持つて居る物ではないかと云ふ私は考を持つて居るのであります、何故ならば此物がある爲めに農家は非常な恐怖心を懷いて居る、單り農家のみならず、米を持つて居る者は、之に對して非常な恐怖心を持つて居る、現に是が昨年發表された場合に、自分の持米を非常に安く買はれるであらうと云ふので以て、之を早く賣つてさうして其爲めに非常な損をしたと云ふ例證もあるのであります、米商は利を見ることが敏いものでありますから、或はさう云ふ事もございませうが、併し農家はさう云ふ事は迚も出來ないのであります、此勅令に依つて斯の如き恐怖心を一般の農民及商人に懷かしめるやうな意味に於て緊急勅令を發せられるのは、不都合千萬な事であると吾々は信ずるのであります、旣に政府は昨年九月に於て、此指定商人をして、米の買收をさせる事を打切られたのであります、政府は之を打切る位であるならば、旣に斯の如き法律を適用するの必要を今日は認めて居られぬと言はなければならぬ、或は今後に於て如何なる場合があつて、斯の如きものゝ必要な事があるかも知れませぬ、絕對に無いと吾々は申さぬのであります、其場合には矢張相當な必要に應じて、方法を執られたら宜からうと思ふのであります、併ながら現在此法律が――緊急勅令が出ましだ時は、事實之を適用しないで濟んだものであるが、他日之をどうしても適用しなければならぬ場合に於て更に出されるのは、吾々は否むのではないのであります、緊急勅令の性質として、吾々は不當なる處置と考へるのが第一の理由であります、第二には政府は種々の方法を講じて、食料品の生産と云ふものを奬勵されて居るのであります、現に先日本會に於て可決になりました所の開墾助成法の如きも其一であります、兎も角も第一回の助成金として、此本會議に於て決定せられたものは、金額で申しますると約五千萬圓であります、是も皆樣の御贊同に依つて、返還すべきものを爲せなくとも、唯々交付し切りにしやうと云ふ事に皆樣は御決議になつたのであります、又政府も之に對して反對をされぬのであります、斯の如く食料品の增殖の必要である今日に於て、此穀物收用令と云ふものがある爲めに、之を生産する者は、却て之を希望通りにしない、吾々の希望を充たして與れないと云ふことが出來て來るのであります、如何に勉强しても、日本の食料品が足らぬから、お前達作れと言つて農家を勸めて見ました所が、利益の無い仕事はしませぬ、是は申すまでもない話である利益があつてこそ初めて開墾も致しませう、勉强も致しませう、多くの費用も使つて生産を多くすると云ふことは必ずしませうが、斯の如き勞力に依り、斯の如く資本を投じて作つて見た所が、其生産品に對しては、何時此收用令を適用されて、自分達は損をしなければならぬか知らぬと云ふ、確に恐怖心を持つのであります、一面には生産を奬勵しながら、一面に於て之を妨げる抔と云ふやうな矛盾した方法は、斷じて許すべからざる事であると吾々は斷言するのであります、〔拍手起る〕是は決してさう云ふ意味ではない、價格が暴騰する爲めに之を抑制する意味に於て、此收用令を置いてあるものだと云ふことの、或方の御意見もございましたが、無論それも含んで居りませう、其意味もありませう、併ながら現に昨年の勅令第九十二號でありましたかに出ました所のものに依つて見まする云ふと詰まり先刻委員長からも報告された如く、九月五日以降は一石に付き三十三圓、二十日以降は三十圓と云ふ事が定められて居るのであります、此三十圓と云ふものも果して適當であるや否や農家に損が決してないものであるや否やと云ふ事は吾々は大に疑つたので有ります是は地方に依つて大に違ふのであります、或る地方殊に東北地方に於ては、一石の生産費は三十圓以內少きは二十三圓で濟んで居る處もあります、併ながら地方に依りましては、殊に愛知縣或は大阪と云ふやうな處に至りましては、一石の生産費は決して平均三十圓で上つて居りませぬ、高い處になりますると、三十六七圓費して生産して居るのであります、然るに全國を通じて三十圓或は三十三圓以上に賣ることが出來ない抔と云ふ事は、政府として如何にもどうも殘酷な扱方と言はなければならぬのであります、即ち此一例を以て考へて見ましても、農家に必ず幾分の損をさせて實行しなければならぬと云ふ所の收用令ならば、吾々としては同意することは出來ないのであります、而も此生産費が指定された所の價格よりか高いと云ふことがあるが、それに加ふるに言ふまでもなく物品が不足する、供給が十分でない時には其物價は必ず騰ると云ふ事は、是は爭ふ可らざる事實であるのであります、昨年農家に米が足らない足らないと言つて、世の中の人が――而も有識者が之を認めて、之れを八釜敷く言ふ時に於いては、生産費だけで米が賣れるものではない、此の時こそ幾分か生産者は之に依つて利益を得なければならぬのである、決して吾々は徒らに不當の利益を、

生産者に於て得せしめると云ふ意味ではありませぬけれども、需給の關係物價の高低のあることは爭はれない、而も高かるべき時に於て生産費以内に於て米を賣れと云ふことは、實に無法と言はなければならぬと思ふ、是が即ち私が收用法を設くべからざるものと思ひ、寧ろ是は寶刀でなくして、或は極端かも知れませぬが、盜賊の携へる所の出刃庖丁、或は拳銃ではなからうかと思ふのであります、是が第二の理由、第三に至りましては、此收用令と云ふものは、頗る不備なものと吾々は信ずるのであります、收用の場合に於ては、或條件がどうしてもなければならない、例へば土地に致しますならば、鐵道の敷地になる、公共の道路の敷地になる、或は公共の建物があつて其一部を擴張する、或は或公共の事業に買收すべき土地に就て、殆ど全部が承知して、一二の者が是に對して不服を唱へると云ふ場合は、其場所に限つて指定されてあるのでありまして、是に對して收用令を適用することは無論已むを得ぬのである、此穀類の如き、殊に米の如き物は生産する地方に依つて多少の差はあるけれども、大體に於て日本人の食料品で、之を甲が持ち乙が持ち丙が持ちますることに對して格別の差はない、又是でなければならぬと云ふ必要條件はないのである、誰のを取つても宜しいのである、其場合に於て、殊に指定商人をして收用させると云ふ事抔になりましたならば如何にして之をする事が出來ますか、各自の持米を彼は一千、彼は五百、彼は百、一々調べて之を按分して收用することが出來れば結構である、不公平はないのである、併し斯の如き事は事實に於て迚も出來ない事であります、或は甲なり乙なり丙なり丁なりと云ふものが、そこに目を著けられて、お前の米を收用するぞよと言はなければならぬことになる、さうすると其被收用者の不幸と云ふものは如何でありませう、實に迷惑千萬の話と言はなければならぬのであります、又同法の第四條に、此收用に應じない者は相當な處分をする、隨分嚴罰に處せられることになつて居るのであります、成程收用に應じない所の者に對しては、法律で相當の處分が出來ませうが、此の品物に就て之れを取ると云ふことは非常に困難である、殊に收用の場合に於いては、商人が行つて其所有者が拒む場合であつたならば、必ず其の附近の者も是に同情して居る、其場合に於て商人が無理にそれを引取ると云ふことは、事實に於て迚も出來ない、或は斯う云ふ場合に於て、警察權も用ゐなければならぬと云ふやうな困難が出來、場合に依つては兵隊を出さなければならぬと云ふやうなことも出來はしまいかと思ふ、まだ其外にも少々申上げる理由もありますが、大體に於て此法が不備であると云ふことは、吾々は認めて居るのであります、此三點に於て吾々は此收用令と云ふものは存置すべからず、又緊急勅令として發布せられたのは、不當であると云ふ意見を以て反對致すのであります。

〔拍手する者あり〕

○議長(大岡育造君)　是より通告順に從つて討論を許可致します——熊谷直太君。

〔熊谷直太君登壇〕

〔拍手起る〕

○熊谷直太君　唯今議題になつて居りまする穀類收用令に對しましては、委員長の報告に贊意を表しまして、遺憾ながら井原君の論には不贊成な者であります、穀類收用令は、其命令が示す通りでありまして、國民の生活上緊急にして已むべからざる場合に於いて、必要ある所の法規であります、諸君、御承知の如く昨年の八月下旬頃に於いては、帝國の臣民が食糧問題に關しまして如何なる狀態に在りしかと云ふことを回顧すれば、思半に過ぐるものであります、即ち當時人心恟々、米穀の價格と云ふものが段々と暴騰を示して居りまして、經濟上不安定の極に達した時であります、此時に方りまして、穀物收用令を布きまして、萬一に備ふると云ふことは、是は萬已むを得ざる策に出でたるものと思料せらるゝのであります、幸にも當時は勅令第九十二號の行政の運用に依りまして、僅に此法令を適用することが出來なかつたのは、吾々大に今日に於て諸君と共に祝福する所であります、現內閣に於きましても、此食糧問題——最も我國民に直接にして且つ重大なる所の食糧問題に關しましては、深甚なる所の注意を拂ひまして、茲に議題となつて居りまする所の勅令三百七十三號の如き、即ち外米を圓滑に輸入する所の法令の如き、又大麥、小麥及小麥粉に關する法令の如き、外米をして圓滑に內地に輸入する所の方法を執つて居られます、現に昨年十一月十二日、並に本年正月に於ける外米の輸入高は、臺灣朝鮮米を除きましては、實に百七十四萬八千石の多きに上つて居るのであります、近來稀なる所の輸入米を見たのであります、斯の如く一方に於ては穀類の潤澤を圖りまして、更に現內閣は根本的政策としまして、開墾助成法案なるものを提出せられまして、十五箇年の間に二千五百萬石と云ふ多額の收穫を得んとする根本政策を講じつゝある、即ち此重大なる所の食糧問題に付きましては、深甚なる注意を拂ひ、着々として其効を收めつゝある今日でありまするが、食糧問題は我帝國臣民に對しまして、爾く直接に爾く重大なる關係を持つて居りまする故に、之れに對しては注意の上に注意を拂ひ、周到なる上に周到なる所の注意を拂ふと云ふことは、實に當局者が當然執るべき途だらうと思ふのであります、翻つて當時の經濟狀態を見ますると、稍々安定したる所の傾がありまするけれども、而も物價は依然として高値を示して居る、又平和克復の曉に於きましては、其經濟狀態は如何なる波瀾怒濤の波及するやも圖り難き今日である、此時此際に於て姑く此法を存置し、經濟狀態の推移を見ると云ふことは、吾々の當然履むべき道であらうと思料するのであります、況や諸君御承知の如く、法案の一旦發せられたる以上は、其發せし所の原因と云ふものが全く消滅するに非ずんば、之を廢棄せざることが立法上の原則である、是は無視すべからざる所の原則でありまして、今申上げる所の事情が存在する限りは、儼然として是を廢止すべからざるは當然の理合であります、朝令暮改は立法府に於て吾々の最も忌むべきことである、若し一たび廢して、不幸にも、萬々一にも、吾々が心配する如く、經濟上の變動を來しまして、再び此法案と同一の精神の法案を要する場合に至つたならば、吾々は天下に對して何の面目がありませうか、故に此點に考慮をすると云ふことは、穩健にして且つ妥當なる論議と言はなければならぬのであります、諸君、此案に對しまして、憲政會諸君の御說を段々承りますと、論議は數多に岐れて居ります、併ながら之を引括めて見ますれば、稍々二つの點に縮めることが出來るやうであります、委員會に於ける御討論、並に唯今井原君の御論議に依つて、之を二つに分けることが出來るやうであります、即ち第一は此穀物收用令は、大正七年八月末つ頃發布せられ、今日に至るまで未だ曾て此法の適用が行はれて居ない、此適用のない事情から見ても、此法令と云ふものは、全く不必要のものである、斯う云ふ御議論を爲さる方もあります、併ながら此議論は全く事情を十分御審査なさらぬ議論である、穀物收用令の如き非常緊急の場合に於て適用すべき法令は、吾々は成べく或る手段を執つても、此法令の適用のないことを希望する一人であります、恐らくは諸君と雖も此穀物收用令の適用する場合の多からんことを望む人は一人もあるまいと思ひます、當時政府は他の方法、即ち勅令第九十二號に依る權限に依りまして、行政上の手段に依つて、此收用令の適用をしなかつたと云ふことを、吾々は非常に慶賀するのであります、恐らくは憲政會諸君と雖も、此點に付ては必ず御同感であらうと思ふ、元來此種の法令、即ち穀物收用令の如き、實に避くべからざる、已むを得ずして適用すべき勅令の如きは、成べく其適用する場合の無からんことは、吾人の常に望む所である、斯の如き、緊急已むを得ざる場合が頻々と起ることは、吾々帝國臣民の最も喜ばざる所でありまして、且つ慨嘆しなければならぬ、幸にして或行政手段に依りまして其適用を見ざりしことは、吾々の喜ぶ所であります況や憲政會の諸君は法の實施と云ふことゝ、法の適用と云ふことゝを全然混同せられて居る、法の威嚴は法の實施に依つて直ちに効果を奏し威嚴を持つものである、直ちに之を適用するか適用せざるかに依つて、法の威嚴に何等關係は有たぬものであります刑法の如き、罪は成べく犯して貰ひたくないが犯した場合には仕方がないから此法律を適用すると云ふ事と同一精神である、故に適用がないから此法の効果がないと云ふ議論は、法律上から何等採る事が出來ぬ議論であります、憲政會諸君の第二の御論には更に此第一の論點に一歩を進めまして、適用がない許りでなく之を存置する事は有害にして無益である却て害毒を流すものであると云ふ御議論であります即ち此法令の存置する以上は、一面に於ては穀類を持つて居る所の農民を害し、賣買の材料を持つて居る所の商人を害すると云ふ御議論であります、而して其論據とする所のものは何處にあるかと云ふと、主に適用上に關するものである即ち收用の方法、收用の價格收用の範圍斯う云ふやうな點に付て詳細に御議論を爲さいました、併しながら是れ等の御心配は、實に或點から言へば御尤なる御心配でありまして、適用の如何に依りましては、諸君と私も感を同

じうする者であります、若し適用が一歩を誤まるならば、此收用令は有害無益なる法案と相成ることは吾々諸君と共に感を同じうする者であります、けれども此點に付て憂慮の餘り、當局大臣に就て詳細なる辯明を求めたのであります、同僚山內君は特に此點に付て深甚なる注意を拂はれた、質問を爲されたのでありまして、山本農商務大臣は此點に付て、斯う云ふ辯明をせられたのである即ち買上げの價格、買上の方法、及び其順序の如きは周到の上にも周到なる注意を加へ、十分なる考慮を要するを以て、決して昨年の告示第二百七十一號のやうな方法に依らずして、十分なる考慮を致してやると云ふ事を聲明せられたのであります、吾々は誠心誠意なる農商務大臣の聲明に對しては、敬意を拂ふ者である、信任を拂ふ者である、現に歐羅巴各國が此戰亂に際しまして、又米國も此戰亂に際しまして、食糧品の收用に關し、其收用の方法、範圍、價格等に付て色々に研究せられたものがある、其先例に鑑みましても、農商務當局には必ず確信あるものと自分は考へるのであります、故に非原君の此點に關する御心配即ち如何なる區域から徵收せらるゝか、如何なる價格を以つて買はれるか、如何なる方法に依つて買上げられるかと云ふ御心配は、所謂雲散霧消になる次第であります、是等の意味からしまして、吾々は此穀物收用令に對しましては、承諾を與ふべしとの意見を有する者でありますが、現內閣の食糧に關する政策は、著々其効を奏し、此穀物收用令は絕對無限に、即ち未來永劫全く適用なからんことを、吾々は我が國民七千萬人と共に希望する次第でございます、終りに臨みまして憲政會諸君も少しく襟度を大にせられまして、經濟界に十分安心を與ふべき此法案を保存せられることを希望に堪へませぬ(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 横山勝太郎君。

〔横山勝太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○横山勝太郎君 問題の筋は委員長に依つて詳細に御報告になりました、私は成べく簡單に少數意見に賛成の理由を申上げます、此緊急勅令の事後承諾に付きましては、多年憲法上の爭議が解決せられて居らぬのであります、私は幸に今回政友會諸賢の內閣に依つて、多年の爭議を決定せられることを希望し且つ決定せらるゝものと考へて居りましたが、遺憾ながら此點に於て其解決を見るを得ざりしことを甚だ遺憾とする者であります、其懸案とは何であるかと申しますれば、吾々の信ずる所に依れば、緊急勅令の問題に付きましては、此發令當時果して憲法第八條の條件を充して居つたかどうかと云ふ、此事情の認定に付ての責任であります、所謂緊急勅令を發布するに付て、當時其條件は完全に充されたものであつたと云ふ此責任上の問題に付て、どう云ふ觀念を現政府は有つて居られるか、此點に付ては法制局長官より詳細に御說明がありましたが、要するに現內閣は其成立以前の憲法問題に付て、溯及して責任を負はないと云ふことであります、事固より一應當然の論結と考へます然らば現內閣には此緊急勅令を發布すると當時の國務大臣の一人たる海軍が居られる、其海軍大臣と現內閣の諸公は、連帶責任の義を取られる事と考へます、即ち緊急勅令を發布する當時、責任を有ちし、海軍大臣が現內閣に存在するならば、是と連帶して責任を負ふの觀念ありや否やと云ふことを質問しましたが、之に付ても責任を負はない、斯樣な意味であります、さうなりますと第四十議會に於て問題となりました如く、緊急勅令の問題に付て內閣が變遷する場合に於て、何時でも緊急勅令の發布に付いては、責任を負ふ者が無いと云ふことになるのであります、如何に亂暴なる緊急勅令を出しても如何に不都合なる非常命令を出しても、其點に付ては內閣が變遷すれば毫も責任者は無い、どんな不都合な緊急勅令を出しても宜いと云ふ結論になるではないかと云ふことに歸着するのでありますが、此點に付ては現內閣に於ても、之を如何ともすることが出來ないと云ふ話であります、併しながら吾々の信ずる所に依れば、憲法政治を實施して居りまする今日、殊に緊急勅令の如き重大なる非常命令を發して、其當否に付て責任者が無いと云ふことは、憲法上非常なる缺點であると同時に憲法政治の運用上大に考へなければならぬ事項であると私は考へます、憲法政治は申すまでもない責任政治である總ての行政立法に付て責任を負ふ者があることに依つて、此憲法政治の目的を達する事が出來るのであります、然るにどのやうな緊急勅令を出しても、辭職して去れば何等の責任が無いと云ふ事柄は、餘り行政に付て責任が無いと云ふことになりますので、私は憲法政治の今日に於て甚だ此點を遺憾とするものであります、次に申上げて置かねばならぬことは此緊急勅令を實施したる所謂緊急勅令の發布より、之を廢止するに至るまでの間の責任であります、之に付ても現內閣の諸公の御說明は、遺憾ながら徹底したるものがありませぬが、要するに此點は九月二十八日かに現政府は大命を拜せられたのでありますからして、其以前の事項に付ては緊急勅令の發布と同樣に、現內閣成立以前の事でありますから、責任はないと云ふことになるのでありませうか、併ながら現內閣が就任せられてから以後に付ては、此緊急勅令の運用に付て、重大なる責任を御負擔になると考へます、然らば此事項に付て一應どう云ふ工合に此緊急勅令が運用せられたかと云ふことに付ては、多少申上げて置く必要があると考へます、唯今熊谷君から御贊成の意見のありました如く、當時の狀態は吾々國民はです、緊急勅令發布の必要はあるかの如く考へて居りました、東京を始めとして全國到る所に米の騷動が起りました、米價は日々刻々騰貴をする際でありますからして、本案の如き穀類收用令なるものを發布せらるゝ必要がありしものと考へて居つたのであります、必要ありし事と考へると同時に、此緊急勅令なるものは當然實行されるものと考へて居つたのであります、御承知の如く穀類收用令なる緊急勅令は、八月十六日の夜に發令せられたものであります、同日の午後五時頃に樞密院に諮詢せられまして、樞密院の議を經て、恰も日光に御避暑に相成つて居られた至尊の御裁可を得られて、十六日夜遲く發令せられたるものであります、非常に是は、必要なる法令であると、斯う考へるのは當り前のことであります、而して越て十八日、十九日、二十日頃に於て、御承知の如く東京市並に神戶、大阪京都の四大都市に於て、指定商人なるものが現はれて參りました、此の指定商人なるものは穀類收用令に依る指定商人であると、吾々は斯う考へて居りました、又新聞紙の或ものも左樣に傳へて居つたのであります、神戶、大阪、京都のことは委しく知りませぬが、我東京市に於ける指定商人中村富三郎外七名の者は、御承知の如く二十五日から買付に著手した、其資金としては約三百萬圓の金を銀行から借入れてさうして北陸地方に此の買付の爲めに行つたと云ふ話であります、其の當時に於て吾々國民は十六日の夜に此の穀類收用令が發布せられて、十九日、二十日頃、所謂指定商人なるものが出來たのでありますからして、新聞紙も國民も共に穀類收用令に依る指定商人なるものが出來たのであると斯う思つて居つたのであります、故に米の原產地に於いては非常なる恐慌を起して、愈々政府は正宗の銘刀の如き恐しき穀類收用令を出して、而して指定商人が約三百萬圓の金を持つて米を買ひに來ると云ふ事で、吾人共に非常なる恐怖を感じたのであります、所が今回此收用令を御提出になりまして、委員會に於て此點を詳細に質問を致し、又政府の答辯を承はつて見ると云ふと、全くそれは間違である、穀類收用令なるものは一つも適用した事がない、それは大正七年の勅令九十二號に依る指定商であると、斯う云ふ話であります、試みに大正七年勅令第九十二號は如何なるものであるかと云ふことを申上げて見ますると云ふと、極めて簡單なるものでありますから、一讀を致しますが、第一條に「農商務大臣ハ時局ニ依ル米價ノ變動ヲ調節スル爲左ノ事項ヲ爲スヿヲ得、一、外國米朝鮮米又ハ臺灣米ノ輸入、移入、買入又ハ賣渡ヲ爲ス事二、農商務大臣ノ指定シタル條件ニ依リ外國米朝鮮米、又ハ臺灣米ノ輸入、移入買入又ハ賣渡ヲ爲スモノニ對シ補給ヲ爲スコト」此二箇條を規定されてある即ち大正七年勅令第九十二號なるものは外國米朝鮮米を買入又は輸入する規則であつた、此規則は大正七年四月二十五日に發布せられてある、然るに先刻申上げました如く、穀類收用令なるものは八月十六日夜遲く之を發布すると同時に、此大正七年勅令第九十二號の改正を致して居るのであります、其改正に依りますと云ふと、八月十六日付で先刻朗讀致しました「外國米、朝鮮米又ハ臺灣米」とあります所を「米雜穀」と訂正し、其第二項の「外國米、朝鮮米又ハ臺灣米」とあるのを矢張「米雜穀」と訂正致しました、即ち農商務大臣は緊急勅令が無くても大正七年勅令第九十二號に依つて、米雜穀の買入は出來ると云ふ一種の行政命令を作つた、而して一面に於て恐るべき所謂正宗の銘刀と稱せらるゝ穀類收用令を發布したのであります、所が當時國民は先刻申上げましたやうな次第で此大正七年の勅令第九十二號の改正と云ふものは目にも耳にも入らなかつたのであります、日々官報に目を通して居る國民には或は分つたかも知れませぬが、普通の國民には是は分らなかつたのであります、それは其筈であります

十六日の午後五時頃に樞密院に諮詢せられて、而して其夜緊急勅令が出ると云ふのでありますから、其他に殆ど同一な內容を有する行政命令が出ると云ふことは、殆ど誰も國民は考へて居らなかつた、恐らくは官報を讀んで居る者でも是は看過したに違ひない、其所で十八日十九日の頃に、四大都市に於て指定商ノが出來ると云ふのでありますから、どうしても此穀類收用令を使つたものと考へて居つた、政府が詐欺をやつたか、國民を欺罔したか、それは問題でありますけれども、國民は確に錯誤に陷つたのであります、此故に今日になつて之を委しく質問致しますと云ふと、穀類收用令に依る指定商人ではない勅令九十二號に依る指定商人であると云ふ話である(「問題外」と呼ぶ者あり)問題外ではありませぬ、それで此事項に付て然らばどう云ふ方法をやつたかと云ふと、全く政府のやり方は矛盾千萬である、即ち指定商人の或者に就て調査致して見ますると、御承知の如く政府は穀類收用令に基いて、八月二十六日の官報を以ちまして「大正七年九月五日ヨリ九月二十日迄一石ニ付金三十三圓以內、同年九月二十日以後追テ改定スル迄一石ニ付金三十圓以內、大正七年九月四日迄ニ收用スル場合ノ補償金額ハ其ノ都度之ヲ定ム」斯う云ふ一つの行政命令を出しまして、即ち或時までは三十三圓以內で買收するし、或時になつたら三十圓以內で買收すると云ふ行政命令を出したのであります、恰も八月十六日の夜穀類收用令を出し、二十日頃には指定商をして各地に出張せしめ、八月二十六日には三十三圓以內、若くは三十圓以內で買ふと云ふ省令を出して居る、一面に於て然らば其指定商人はどう云ふ仕事をして居るかと云ふと、三十三圓や三十五圓所ではない、三十七圓、三十八圓、四十圓、四十二三圓、甚だしきに至つては四十五圓で買つて居る、斯の如き方法に依つて米を買ひますからして、原產地の米の所有者及農民の米の占有者は政府は穀類收用令なる恐るべき緊急勅令を出したけれども、大抵商人は四十五圓でも米を買ふではないか、四十圓でも買ふではないか、是が爲めに米は益々騰貴する一方である、穀類收用令は毫も恐るゝに足らぬと云ふので、現內閣の辯明に依つて正宗の銘刀と稱せらるゝ穀類收用令と云ふものを、農民及び米の所有者及び占有者は三文の價値もないものと考へた、斯の如きものを何故に將來に繼續せねばならぬかと云ふことが、吾々の言はんとする所であります、此點に付て山本農商務大臣は、委員會に於て斯う云ふ辯明をせられました、穀類收用令を適用せざりしことは御說の通りであるが、其時分は御承知の如き時局であつて、眞に間髮を容れざる場合であつた、穀類收用令は出したけれども、之を使用するとせざるとは、眞に間髮を容れざる場合であつた、斯う云ふのであります、其場合はさうであつたかも知れませぬが、丁度今日は六箇月と四五日を經過して居ります、此六箇月の間は間髮を容れざる場合ではない、大きな物質を其間には容れ得るのであります、此農商務大臣の辯明に依つても、穀類收用令の發布其ものは姑く別問題として、之を將來に繼續すると云ふ事柄は、何等根據が無いと云ふことは御分りであらうと考へます、而して先刻井原君が少數意見を述べられる際に於て申しました如く副島農政課長は面白き言葉を本案に付て使ひました本案は即ち此穀類收用令は、背後に持つて居る所の武器であると斯う言はれた、行政官は穀類收用令なるものを背後に武器として貯へて、而して此行政命令たる大正七年勅令九十二號を使用すると云ふことを國民が考へたならば、如何に政府の——所謂政治家の虛僞の多きに驚くであらうと考へます、又馬場政府委員は答へて曰く、此穀類收用令其ものは、直接の效果は無かつたけども、是有るが爲めに農民が米を高くしない、即ち安く買ふと云ふ反射的の效力があつたと言はれた、確に其言葉を記憶致して居ります、即ち農商務大臣の御說明に依れば、間髮を容れざりし場合であつて適用はせずして濟んだ、一政府委員の御話に依れば、背後に擁して居る武器である、一政府委員の御話に依れば、直接の效力は無かつたけれども、反射的の效力は確にあつた、斯う言はれる、之に付て吾々の方で申しまする議論は、餘り委しく其議論を申さぬでも、大抵諸君の御了解を得ると考へます、憲法第八條には御承知の如く「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス」斯う書いてあるのであります、即ち此緊急勅令を發する場合は、非常急變の場合に於て、其國民の安全を保持し災厄を避くると云ふ、唯一絕對の必要のある場合に於て、而も帝國議會が閉會中であつて、其閉會を待つ暇が無いと云ふ場合に憲法上の常則を破つて非常命令を出して、特別立法をやるのであります、熊谷君の仰せの如く刑法とは全く其性質を異に致して居ります、刑法は御說明の如く所謂將來の危害を豫防すると云ふ目的を持つて居りまするが、緊急勅令はさう云ふ緩慢な法律ではありませぬ、今之を出さなかつたならば國民はどうなるか、公共の安全はどうなるか、元來は立法權を行ふ場合に於ては、憲法第二章以下の條章に據るべきものであるが、此非常の急變なる場合に、此勅令を使用するに非ずんば、他に手段も方法も無い、絕對必要のものだと云ふことに依つて、初めて此緊急勅令と云ふものは生命があるのであります、然るに農商務大臣、其他政府委員の御說明に依れば、全く此大正七年勅令第九十二號なる行政命令を適用する場合の豫備的立法に過ぎない、援助的の立法に過ぎない、吾々の信ずる所に依れば、緊急勅令は今申上げまするやうな條件に依つて、緊急勅令自體獨立の生命を持ち、自存の目的を持たねばならぬと考へます、他の行政命令の適用の爲めに、行政官の手加減の爲めに、其法律の後見をなす爲めに、其法律の應援をなす爲めに、一種の手續的法規の如き觀念を以て發布するものでは私は無いと思ふ、然るに今申上げまするやうな次第に依りますると云ふと、全く此緊急勅令と云ふものは、あれは行政官の便利は便利でありませう、而して又七年の九十二號の行政命令は遺憾なく行はれるのでありませう、行はれるのでありませうが、そんな贅澤な、そんな安つぽい目的の爲に此緊急勅令を濫用すると云ふ事柄は全く憲法の濫用であると、私は深く信じます、而して又此法令を永續せしめるに付て如何なる必要があるかと云ふ事を、私は他の諸君と共に最も詳細に質問を致したのでありまするが、是亦結局要領を得ませぬ、要領を得ませぬが、私は現內閣に於ては全く此穀類收用令なる緊急勅令は、不必要であると云ふ御考を持つて居られるのではないかと考へる節々があります其一つの根據は、大正七年の十一月十二日に政府國民經濟調查會と云ふものがあるさうでありますが、私は實際は知りませぬ、其處に於て原總理大臣は此穀類收用令の事項に付て、斯う云ふ御演說を爲さつて居ります、此際米穀の收用令其他の事項を中止致しまして、成べく自然の趨勢に立歸らしめ、之に順應する措置を執りたいと思ふ、此內閣成立の當時に於て、總理大臣は斯樣に御演說になつて居ります、此演說の當否は私は批評する限りでございませぬが少くとも穀類收用令に對する總理大臣の御意嚮と云ふものは、之に依つて明瞭であります、即ち穀類收用令其他のものは一時之を中止して置いて、暫く之を使はないで、成べく自然の趨勢に委せた方が宜いと思ふ、斯う云ふ御意見であります、又山本農商務大臣は、本年第一回の米作の豫想、是は大正七年九月二十日の調査であります、之に依れば五千八百九十八萬二千九百五十二石の米が出來る、前年の實收高に比して約四百萬石の增收豐作であるからして、近く新穀出廻期に入らんとするを以て、此場合大體に於て自然的配給に俟つを得策なりと考ふ、斯う云ふ御演說をなさつて居ります、尤も其後に於て多少水害等もありまして、此豫想は當つて居りませぬけれども、大體に於て此收用令に對する農商務大臣の御意見は、總理大臣と同樣でありまして、矢張自然的配給に俟つ方が宜しいと、斯う云ふ考であると云ふことは、之に依つて明瞭であります、さうすればです、何が故に此緊急勅令なるものを將來に存續せしむる必要があるか、殊に吾々の記憶する所に據れば、昨年の十月二日に、農商務省に於きましては內地米の收用も一時之を打切ると云ふことを宣言せられて居る(「簡單」と呼ぶ者あり)此十月二日の農商務省の宣言と云ふものも吾々は穀類收用令に依る米の買付であると考へて居りましたが、併し委員會に於ける應答の結果に依りまする と云ふと矢張大正七年勅令第九十二條に依る米の買付であると云ふことである、何れに致しても宜しい、此勅令九十二號に依る米の買付でさへも、之を全然廢めると云ふことでありますれば、尙更穀類收用令は要らないのであります、吾々は先刻申上げまする如く、穀類收用令は收用令自體獨立自存の目的を持つて居らねばならぬと云ふことを申上げましたが、政府は之を懷に收めたる名刀の如く、又背後に隱したる武器の如く、反射的の效力あるに過ぎない、行政命令の如く御取扱に相成るとしても、既に此勅令九十二號に依る米の買付をも、十月二日の日に御廢めになると云ふことでありますから、最早此穀類收用令なるものを道具に使ふ必要も無いのである、穀類收用令其ものが自存の目的上必要が無いと云ふことは勿論のこと、此行政命令に依る買付に對しても、全然必要が無い

と云ふことになります、何れから考へて見ても、此の緊急勅令と云ふものを存續せしむる必要は無いと私は考へます、而して此緊急勅令の内容に付て一言致して置きます、御承知の如く緊急勅令の內容其ものが懸かりし場合に於ては修正を許しませぬ、單に承諾するや承諾せざるやの點にあるのでありますからして、此內容の惡い時分には遺憾ながらそれを根據として反對をするより外途はないのであります、其の一端は非原氏に依つて說明せられて居りますが此の緊急勅令なるものは、之れを政府が一體將來に存續するとしたならば、どうして使ふかと云ふことが問題である、使ふ途が無い、緊急勅令の第一條には「農商務大臣ハ國民ノ生活上緊要ナル場合ニ於テハ補償金額ヲ定メ米穀ヲ收用シ又ハ其ノ指定シタル者ヲシテ之ヲ收用セシムルコトヲ得」と云ふことになつて居つて、之を實行する規定と云ふものは一つも規定して無い、唯々收用令の第四條に於て、唯今申上げました第一條の收用を拒む者に對しては、六箇月以上の懲役、又は三千圓以下の罰金に處すと云ふ罰則がありますから、之を以て唯一の適用の方法なりと政府は考へて居るらしい、此點に付て政府委員の答辯は、速記錄がありませぬから、言葉の末に於ては多少間違つて居るかも知れませぬが、大體に於て間違はないと信じまする、私の記憶を申上げますれば、是は馬場政府委員の意見であつたと思ひますが、米の收用の必要のある時分には、先刻委員長の御讀上げになりました如く、施行細則の規定に依つて命令書の交付をすれば、所有權は當然國家若くは指定商人の手に移轉する、尙ほ罰則を以て之を罰するからして、其効果は現れると云ふ御意見でありまするが併ながらです、既に國民の一人が政府よりして米の收用を必要なりとして其所有權の剝奪をなす場合に於て之を拒む、六箇月以下の懲役とか三千圓以下の罰金と云ふ重刑を科せらるゝにも拘らず、此米の收用を拒むと云ふ場合に於て、單に此米の所有者、米の占有者を監獄に叩き入れるか、罰金を取るだけでは、其人に對して目的を達する事が出來ぬのであります、一面に於て罰則を以て之を強制すると同時に、此收用令の第一條を如何にして強制すべきかと云ふ強制權の方法と云ふものを規定しなければならぬのであります、然るに此事は收用令の何所を見ても無いのであります、唯々政府に於ては米の收用を拒む者は刑罰に處すればそれで目的を達すると云ふことを御考になつて居る、苟も政府の命令を拒むと云ふ場合に、拒むと云ふ人間を唯々罰則のみを以て此米の收用の目的を達せらるゝものでないと考へる、何となれば、米を收用する命令を拒んでも、之を第三者に賣つたと云ふ場合はどうなりませうか、善意の第三者は民法の即時施行の規定に依つて完全に權利を取る、其跡から農商務省の役人が何十人參りましても、米は第三者の手に移つて居る時である、どうして、此米の收用をやるのでありますか警察官の威力を以て取ると云ふ事でありますか執達吏の權力に依て米を取ると云ふのでありますか軍隊の力を借りると云ふのであるか、何等の威力實行の方法と云ふものを規定しなければならぬが、全然之を規定してない、實に間拔極つた緊急勅令であります（拍手起る）而してもう一つ疑が起るのは、所謂指定商人なるものゝ地位であります、此指定商人は農商務省の命令に依つて、米の所有者占有者に對して、どう云ふ態度を執るかであります、政府の命令があつた所で、自分が執達吏のやうな代りになつて行くのであるか、若は自分が國家の機關として米の收用の命令をするのであるか、又此の指定商人なるものが米の所有者の所へ行つて、藏の前まで行つたけれども、藏が閉ぢてあつたと云ふ場合に、此錠をどうして毀して此の米を取るのであるか、而して此の指定商人なるものは米の代償に付いてどう云ふ權利を持つて居るのであるか、今日進步したる學問をし進步したる法制局の數多の役人が居るところに於いて作られたる收用令としては、不完全極まるものであると私は考へる、此故に吾々の見るところに依れば、此の收用令は勿論使ふ必要があつたに違ひない、又必要の爲めにやつたものだらうと考へます、然るに之を使はなかつたと云ふのは、さう云ふ缺點があるから如何ともすることが出來なかつたのであらうと私は考へます、又實際昨年八月十六日、二十日、三十日と云ふやうな場合に、指定商人が三百萬圓と云ふ金を懷に入れて、五人も七人も隊をなして原産地へ參りましたら、どう云ふ椿事が起るか、其等も考へて、さうして到底實行の出來ない法律であると云ふことを、法制局の官吏、又は農商務省の官吏は理解をして居るに違ひない、それが私は今日既に半箇年に及んで、此の緊急勅令を使用する事の出來なかつた原因であらうと考へます、憲法政治始つて以來、數十件の緊急勅令がありますが、未だ曾て米穀類收用令の如く、發布以來半箇年に及んで未だ曾て一回も之を使用することが出來なかつた使用することをしなかつたと云ふやうな緩慢極まる緊急勅令なるものは、未だ一つもないと私は思ひます、而も是は現政府のことではない、前政府のことでありますが、八月十六日と云ふ極めて暑い、所謂盛の交である、其時分に樞密顧問官を集めて、午後の五時から協議をして、さうして夜遲く　陛下に奏上して、さうして此緊急勅令を出すと云ふ非常な場合であつたに拘らず、之を半年も――恐らく未來永劫之を使はないのであらうと考へます、斯の如きものを存續せしむると云ふ前內閣の責任は勿論でありますが、現內閣に於て之を辯護し、之を繼續せしめらるゝ意思と云ふものは、吾々には理解することが出來ぬのであります、要するに私は少數意見に基きまして、其存續せしむるの必要なきことを一言したのでありますが、之に付て最後に一言だけ此緊急勅令の價値に就て事實を以て申上げて置きます（「謹聽」と呼ふ者あり）深川に於ける正米相場の變動であります、中米の三等と斯うしてあります、之に付て申上げますが、收用令に依つてやつたか、此九十二號に依つて米を買收したか、それは存じませぬが兎に角農商務省が米の賣出をやりました、指定商人に依つて買付けられたる米の賣付をやりました、其初めの九月の十六日が三十一圓二十五錢、それから十七日が三十圓八十六錢、十八日は相場がありませぬ、十九日が三十六圓九十錢、二十日が三十七圓六十錢、二十一日が三十八圓六十錢、それから二十三日三十九圓六十錢、二十五日が四十三圓十錢、二十六日が四十三圓八十錢、三十日が四十三圓五十錢、（「何にもならぬ」と呼ふ者あり）十月一日四十三圓五十錢、それから十月二十日には詰まり政府が既に買付米をやらないと云ふことを宣告せられたることは、前申上げた通りであります、即ち斯の如くにして九月の十六日から十月一日まで、原內閣が此收用米の買付をしないと云ふことを宣言するまで、約半箇月間に米の相場と云ふものは、三十一圓から四十三圓五十錢までの騰貴をして居ると云ふ事實である、若し眞に米穀收用令の適用がありしとするならば、何故に之を御適用にならぬか、三十三圓以下若くは三十圓とか云ふ範圍で米を買つても、深川の正米相場は今申上げる通り時々刻々米の直段が上つて居るに拘らず、毫も米穀收用令の適用をしない、穀類收用令の緊急勅令なるものが、現內閣御說明の如く間髮を容れざる場合であるとか、或は背後に隱されてある所の武器であるとか、反射的の効力があるとか（「重複してはいけない」と呼ふ者あり）色々な事を御說明になるけれども、論より證據である、事實は九月の十六日に即ち收用米の賣出してある後に於て、半箇月間に於て一つも米は下つて居らぬ、反射的の効力もなければ正宗の名刀なる効力もない若しも眞に此穀類收用令なるものゝ効力が、政府委員の說明の如く正宗の名刀たる價値のあるものならば、何故十月一日、十月二日の交に於て之を使用せずして、否な寧ろ反對に此米の收用をやめると云ふやうな事を天下に宣言するのであるか、全く前內閣の遣方も無論解りませぬが、現政府の御遣りになる事も私は分らぬと思ひます、要するに米の收用令と大正七年勅令第九十二號との關係は、冒頭に一言いたしました如く、恐らく政府に於て國民を欺罔すると云ふやうな特殊の惡意の無かつたことは勿論でありますが、併ながら其結果に就て見れば、國民は確に驚いたのであります、確に威嚇せられたのであります、（「皆な道理た」と呼ふ者あり）緊急勅令なる非常立法を出して農民を威嚇し、米の所有者、米の占有者を威嚇してまで、此米を安く買はなければならぬと云ふ道理はないと思ふ、堂々と法律を適用したら宜しい、其法律を適用せずして、懷に納められたる武器であるとか、背後に隱れたる武器であるとか或は反射の効力があるとか云ふことを（「同じ事を何遍も言はぬやうに願ひます」と呼ふ者あり）明言して、此法律を適用しなかつたと云ふことは、全く此米の收用令と云ふものは、暗黑的に出來て、暗黑的に葬られ去つた法律であると私は考へます、發布した時分の事柄は、前政府の仕事でありますから深く論じませぬけれども、苟も公明正大なる憲法政治をやると云ふ現內閣の諸公が、斯の如き暗黑立法を何故辯護するのであるか、恐らく貴族院に於て某前大臣に威嚇せられて、已むなく正宗の名刀であると云ふやうなことを發言せられたものでありますから、仕方なしに私は斯う云ふ案が出たと思ひませぬ（「冗談を言ふな」と呼ふ者あり）要するに暗黑

立法廢すべし、暗黒行政廢すべし、是が原內閣、即ち政友會內閣の私は標榜する所であつて、國民は深く其點に期待して居るのであります、何を苦んでか斯樣な暗黒立法を辯護し、斯の如き暗黒立法を保存するのでありますか、全く現內閣の標榜に反するの甚だしきものであると確信いたします、此故に先刻井原君の述べられました少數意見には、絕對に賛成する者であります（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　森本是一郎君。

〔森本是一郎君登壇〕

○森本是一郎君　諸君、私は此收用令承諾に付ては賛成の一人であります、それ故に簡單に茲に其理由を說明致します、國家が國民の生命である所の食糧を、農民が賣惜をして、それが爲めに生活の安定が出來ないと云ふ場合に於て、政府としては社會政策上、又國家の維持上に於て、此者に收用令を適用して米を買取ると云ふことは、是は當然な事である、唯今色々此法律上に付ての立論がございました、私は法律上に付ての智識造詣がありませぬから、さう云ふ議論は致しませぬ、唯々茲に實際の有樣を申述べて、以て反對論者の矢張賛成を求めたいと思ひます、先に井原君が、農民が米を澤山持つて居つてもそれを容易に賣らないと云ふことは、御承知であつた、私の知り得て居る範圍內に於て、現にさう云ふ風になつて居るのである、農村の實情を能く御承知の方にはもう多辯を要せぬ事である、昨年の收穫後に地方に於ての大地主は、成べく其米を賣らないやうな考許りして居る、是は何が爲めであるかと云ふと、新聞などに於て昨年の米作が非常に減收であるが故に、本年の米は端境期になつたならば、八十圓乃至百圓位にも上るであらうと云ふやうなことを新聞でちらほら見る、それが爲めに此米はどうしても今賣るものではない、先きの方になつては丁度百圓にもならないか知らぬが、八十圓、九十圓と云ふ相場にはなるかも知らぬ、斯う云ふ事を想像して居る若し此收用令を承諾を與へず存置せずして其場合に臨んで何を以て其米を買取ることが出來るか、必ず此收用令を其場合に於ては適用しなければならぬと云ふことは、是は必然の理だらうと思ひます、それ故に多く言ふ必要はない、最早其議論の餘地は無いものと思ふ、それだから自分は此收用令に承諾を與へると云ふのであります、唯々此場合に於て之に就て一言政府當局に私は希望として申上げたいと存じます、此補償金、或は其公定の相場、斯う云ふ事は矢張農民の生產能率を壓迫する上に於て非常なる害のあるものと私は思ひますから、此相場と云ふ事に付きましては、成べく其地方の時價に依つて之を收用すると云ふことが當然であり、且つ極めて農民の生產を保護する上に於ての適當なる施設だと思ひますから、唯々是だけの事を申上げて、此案に賛成する意思を表します。

○議長（大岡育造君）　橫田法制局長官。

〔政府委員橫田千之助君登壇〕

〔拍手起る〕

○政府委員（橫田千之助君）　橫山君より法制局の意見に付きましては、種々辯論の材料に供せられました、或は橫山君の御言葉に依りまして、法制局が本案の提出に付ての憲法上の解釋、及び本案運用に付ての用意に付て、抱懷して居る意見と異つたる感想を議會に與へては相濟みませぬからして、一言其點を辯明いたして置きます、橫山君は此內閣に於て事後承諾案を出す上に方て、何等新しき解釋を加へたことが無いと仰しやいましたが、是は大なる誤りであります、從來の內閣に於きましては、緊急勅令を出す上に於て、憲法第八條の要求する所の條件に適合して居るや否や、及び將來に對して努力を保有せしむるの必要、此二つの點に付て議會の審議表決を求めるものなりと明言した內閣は無いのであります現に四十議會に於て――寺內內閣に於て船舶管理令の事後承諾を求める場合に、花井博士の嚴密なる質問に對してすら、田遞信大臣は憲法第八條の提出の場合に於ける所の此要求に適合したるを以てと云ふ點で、審議を求めることの明言は避けたのであります、私は法制局長官として、委員會に於て再度まで橫山君に對して此意味を明言し、從來の內閣の執つて居る解釋よりも、議會の審議表決の權利を尊重する意味を明白にした積りであります、而して又屢々發令當時の責任と云ふものは前內閣の行爲であるが現內閣之を負ふか、斯う云ふ御質問に對して否と私は答へました、何となれば國務大臣の責任は言ふまでもなく輔弼の責任であります、發令の當時輔弼の衝に立たざる者が責任の負ひやうか無いのであります（拍手起る）此意味に於て明確に私は否と答へました、然らば海軍大臣が――其當時の國務大臣たる海軍大臣が在任して居る、此海軍大臣と椅子を列ねて居る現在の國務大臣の責任如何と云ふ御質問があつた、之に對して私は斯う考へて居る、海軍大臣は寺內內閣の國務大臣として確に責任を負はなければならぬ、若しも此穀類收用令の發令が非立憲の極であり政治的罪惡なりと論定されたならば、無論責任を負ふべきものである、併ながら此海軍大臣と偶々原內閣の下に席を同じうして居るからと云つて、元來其場合に於て輔弼の責任を負はなかつた者が、溯及して負ふべきことはないと、斯う云ふ意味を私は答辯した積りであるのであります、而して又橫山君は果して然らば、不法なる發令をし、憲法第八條を濫用した內閣と云ふものは、常に辭職を以て責任を免かるゝことになるではないか、然らば憲法の條章と云ふものは空文に歸しはしないか、斯う云ふやうな御質問があつたのであります、之に對して私は斯う答辯したのである、元來憲法其他の法律にせよ、憲法以下の法律にせよ、單り此條章の規定のみに依つて効果を奏するものではない、要するに憲法の條章の規定は、政治的良心の向上、其活力の增進、是等のものと相待つて憲法政治の運用を全うするものである、それ故に假りに內閣が辭職をして責任を遁れたとしても、在職中の行爲が眞に許すべからざる政治家の大罪惡であつたならば、政治上の別個の制裁の爲めに、其政治家は遂に勢力を失墜すると云ふことにならなければならぬ、此意味に於て帝國憲法の此點に對して、私は橫山君の御質問に對して缺點なきものと思ふ、斯う云ふ點を答へた積りであります左樣でありますから、先づ此點を明白に致して置きます、而して又法制局の馬場政府委員が、橫山君の御說に依ると、單り此穀類收用令の運用、唯背後に於ける所の刑事的制裁にのみ重きを置いて、眞に穀類收用令の本來の目的とする所の收用に付て何等の用意が無いと云ふか如き御說がありましたけれども馬場政府委員は左樣には答へて居りませぬ、行政執行法とは明言を致しませぬが、他の法律に於て、斯の如き場合は十分に第三者をして代つて之を收用せしむることが出來る、强制的に處分が出來る、實際に穀倉に手を入れて之を强徵することが出來ると云ふことを明言いたしたのであります、他の法律と云ふのは言ふまでもなく、最も法規に精通せらるゝ橫山君、御承知の通り、行政執行法第五條以下の規定でありますから、此點だけを辯解して置きます。

○議長（大岡育造君）　討議の發言通告に總て終りました、討論は終結になつて居ります、此場合穀類收用令に承諾を與ふるや否やの決を採ります、少數意見は與ふべしと決すれば自然に決する譯になります穀類收用令に承諾を與ふべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（大岡育造君）　多數、承諾を與ふることに決しました、仍て他の三案に付て決を採ります、尙ほ大正七年勅令第三百七十三號、是は別に討論もありませぬが、承諾を與ふべしと云ふ諸君の起立を希望します。

起立者　多數

○議長（大岡育造君）　大多數、承諾を與ふるに決しました、大麥小麥及小麥粉の輸入稅減免に關する法律案は如何ですか。

○岩崎勳君　本案は讀會の順序を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　然らば本案は讀會の順序を省略して可決確定したることを宣言いたします――次は大正七年法律第三十七號中改正法律案。

○岩崎勳君　本案も亦讀會の順序を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ本案も讀會を省略して委員長報告通り可決確定したることを宣告致します。

○岩崎勳君　日程第七以下に對しては、延會の動議を提出致します。

〔「賛成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　延會の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ日程の第七以下は延會に決しました、本日は是にて散會。

午後四時三十五分散會

○大正八年二月二十二日（土曜日）

午後一時十四分開議

議事日程　第十五號

第一　精神病院法案（政府提出）　第一讀會
第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第三　地方鐵道法案（政府提出）　第一讀會
第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第五　輕便鐵道補助法中改正法律案（政府提出）　第一讀會
第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第七　鐵道抵當法中改正法律案（政府提出）　第一讀會
第八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第九　鐵道船舶郵便法中改正法律案（政府提出）　第一讀會
第十　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第十一　鐵道營業法中改正法律案（政府提出）　第一讀會
第十二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第十三　染料工業保護の爲關稅改正に關する建議案（鈴木錠藏君外一名提出）
第十四　木津川治水に關する建議案（齋藤珪次君外二名提出）
第十五　濃越鐵道速成に關する建議案（西田銳吉君外四名提出）（委員長報告）
第十六　日肥鐵道建設に關する建議案（長峰與一君外二名提出）（委員長報告）
第十七　織物業組合及葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案（小林源藏君外十三名提出）（委員長報告）
第十八　葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案（高田耘平君外一名提出）（委員長報告）
第十九　（特別報告第一號）大淀川修築速成の請願（委員長報告）
第二十　（特別報告第三號）軍人恩給法中改正の請願外四件（委員長報告）
第二十一　（特別報告第四號）新宮村に特設電話設置の請願（委員長報告）
第二十二　（特別報告第五號）生月村に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）
第二十三　（特別報告第七號）喜多方稅務署復舊の請願（委員長報告）
第二十四　（特別報告第八號）煙草及印紙元賣捌を町村に委託の請願外一件（委員長報告）
第二十五　（特別報告第九號）鹽價低減の請願（委員長報告）
第二十六　（特別報告第十號）町村長表彰規則制定の請願（委員長報告）
第二十七　（特別報告第十一號）時弊矯正に關する請願（委員長報告）
第二十八　（特別報告第十二號）狩獵法中改正の請願（委員長報告）
第二十九　（特別報告第十三號）和賀川河身改修工事の請願（委員長報告）
第三十　（特別報告第十六號）軍人恩給法中改正の請願外五件（委員長報告）
第三十一　（特別報告第十七號）挿秧時期に兵士歸鄕に關する法規制定の請願（委員長報告）
第三十二　（特別報告第十八號）村山村三ツ木に無集配郵便局設置の請願（委員長報告）
第三十三　（特別報告第十九號）砂村に無集配三等郵便局設置の請願（委員長報告）
第三十四　（特別報告第二十號）新田郵便局に集配事務及電信事務開始並配達區域變更の請願（委員長報告）
第三十五　（特別報告第二十一號）上越鐵道敷設に關する請願（委員長報告）
第三十六　（特別報告第二十二號）元田島區裁判所復舊の請願（委員長報告）
第三十七　（特別報告第二十三號）鹽川町に登記所新設の請願（委員長報告）
第三十八　（特別報告第二十四號）稻垣村に登記所設置の請願（委員長報告）
第三十九　（特別報告第二十五號）根知村に登記所新設の請願（委員長報告）
第四十　（特別報告第二十六號）手莊村に登記所新設の請願（委員長報告）
第四十一　（特別報告第二十七號）福野町に登記所新設の請願（委員長報告）
第四十二　（特別報告第二十九號）義務教育費國庫負擔法に依る下渡金增加の請願外一件（委員長報告）
第四十三　（特別報告第三十號）義務教育費國庫負擔金增加の請願（委員長報告）
第四十四　（特別報告第三十一號）飛越鐵道敷設の請願（委員長報告）
第四十五　（特別報告第三十三號）岐阜高山間鐵道敷設に關する請願（委員長報告）
第四十六　（特別報告第三十四號）冷水越鐵道速成に關する請願（委員長報告）
第四十七　（特別報告第三十五號）妻輕便線杉安迄延長の請願（委員長報告）
第四十八　（特別報告第三十六號）十六合村に停車場新設の請願（委員長報告）
第四十九　（特別報告第三十七號）酒田町より觀音村に至る輕便鐵道敷設速成の請願（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一去二十日政府より提出せられたる議案左の如し

地方鐵道法案
輕便鐵道補助法中改正法律案
鐵道抵當法中改正法律案
鐵道船舶郵便法中改正法律案
鐵道營業法中改正法律案

一去二十日議員より提出せられたる議案左の如し

日露語學校設置に關する建議案
提出者　松本誠之君

一去二十日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

甘蔗作に關する質問主意書
提出者　我如古樂一郎君

歲費增額に關する質問主意書
提出者　兒玉右二君

一今二十二日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

鹽の專賣生產及配給に關する質問主意書
提出者　小西和君

一去二十日內閣總理大臣より議長宛左の通發令ありたる旨の通牒を受領せり

政府委員被仰付　拓殖局次長　立花俊吉

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に揭載す〕

一去二十日時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律案委員堀尾茂助君辭任に付其の補闕として大林森次郎君を、伊萬里、佐世保間鐵道建設に關する建議案委員井原喜代太郎君辭任に付其の補闕として石川又八君を孰れも議長に於て選定せり

一昨二十一日利息制限法中改正法律案委員橫山金太郎君辭任に付其の補闕として橫山勝太郎君を議長に於て選定せり

一昨二十一日委員長及理事互選の結果左の如し

未成年者飮酒取締法案委員
委員長　工藤卓爾君
理事　高島兵吉君

辨理士法案外一件委員
委員長　松田源治君
理事　工藤吉次君　鈴木富士彌君　津末良介君

國立營養研究所設立に關する建議案委員
委員長　吉植庄一郎君
理事　河野徹志君

○議長（大岡育造君）　是より會議を開き、御諮り申す事があります、左の議員より請暇の申出があります、病氣に付昨二十一日より向ふ十日間兒玉亮太郎君、病氣に付今二十二日より向ふ二週間磯野敬君、病氣に付今二十二日より向ふ二週間奧田柳藏君、病氣に付今二十二日より向ふ十日間村松龜一郎君、病氣に付今二十二日より向ふ二週間高橋久次郎君、以上請暇の申出があります、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ之を許可致します、第九部選出決算委員井戸文四郎君第五部選出請願委員川崎克君、第七部選出請願委員鈴木久次郎君、右常任委員の辭任の申出があります、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ之を許可致します、各其部の諸君は速に補闕選擧を行ひ、御屆出あらんことを望みます——時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律案外一件委員長三土忠造君

より、本會議中同委員會開會の申出があります、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ之を許可致します。

○松田源治君　辨理士法案外一件の委員會を本會議中に開會致したいと思ひますから許可を願ひます。

○議長(大岡育造君)　唯今の申出に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ許可致します。

○廣岡宇一郎君　道路法案の委員會も開きたうございます。

○議長(大岡育造君)　是も許可致します、併ながら尚ほ一時間程の後に願ひます。

○廣岡宇一郎君　承知致しました。

○三土忠造君　唯今本員より、本會議中に地方稅制限に關する法律案の委員會を開くことを申出でましたが、丁度此委員會には、內務大臣の出席を求めて居るのであります、唯今日程を拜見致しますると、日程第一に內務大臣の說明を要する法律案がありますから、此案の說明後に私共は委員會を開きたいと思ひます、左樣御承知を願ひます。

○議長(大岡育造君)　唯今一時間程後にと申しましたのは、各委員長諸君に通じてゞあります、日程第一、精神病院法案の第一讀會を開きます、床次內務大臣。

第一　精神病院法案(政府提出)　第一讀會

精神病院法

第一條　主務大臣ハ北海道又ハ府縣ニ對シ精神病院ノ設置ヲ命スルコトヲ得但シ必要ト認ムルトキハ二以上ノ道府縣ヲ指定シ共同設置ヲ命スルコトヲ妨ケス

前項ノ精神病院ニ關スル經費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第一項但書ノ規定ニ依リ共同設置ヲ命シタル精神病院ノ管理及費用分擔ノ方法ハ關係地方長官ノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ主務大臣之ヲ定ム

第二條　地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル精神病者ヲ前條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ニ入院セシムルコトヲ得

一　精神病者監護法ニ依リ市區町村長ノ監護スヘキ者

二　罪ヲ犯シタル者ニシテ司法官廳特ニ危險ノ虞アリト認ムルモノ

三　療養ノ途ナキ者

四　前各號ニ揭クル者ノ外地方長官特ニ入院ヲ必要ト認ムル者

前項ノ規定ニ依リ精神病者ヲ入院セシムルニハ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師ノ診斷アルコトヲ要ス

第三條　國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第一條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ノ經費ニ對シ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス

第四條　第一條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ノ長ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ入院者ニ對シ監護上必要ナル處置ヲ行フコトヲ得

第五條　地方長官ハ入院者ヨリ入院費ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得地方長官入院者ヨリ徵收スルコトヲ得スト認ムルトキハ其ノ扶養義務者ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項費用ノ徵收方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　第二條ノ規定ニ該當スル精神病者ニシテ主務大臣ニ於テ特ニ必要ト認ムルモノハ之ヲ國立精神病院ニ入院セシムルコトヲ得

前二條ノ規定ハ國立精神病院ニ之ヲ準用ス

第七條　道府縣ニ於テ設置スル精神病院ニシテ地方長官ノ具申ニ依リ主務大臣ニ於テ適當ト認ムルモノハ第一條ノ規定ニ依リ設置スルモノト看做ス

第八條　主務大臣必要ト認ムルトキハ期間ヲ指定シ適當ト認ムル公私立精神病院ヲ其ノ承諾ヲ得テ第一條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ニ代用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二條乃至第五條ノ規定ヲ準用ス

第九條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ執行ニ關シ行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各條ニ付之ヲ定ム

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣(床次竹二郎君)　諸君、我國に於きまして最近の調査に依りまするに、精神病患者と認むる者は六萬有餘でございます、其中病院其他の設備に收容せられて居る者は、僅に四千有餘名でございます、元來精神病者に對しましては、是まで精神病者監護法が制定せられて居りまして、不法の監置を排除すると共に、監護義務者及市區町村等に對し、精神病者を監置する權能を與へて居りますることは御承知の通りであります、左りながら是等の患者に對して救療收容の設備に關する規定は、今日まで飲けて居るのでございますが、段々世の中が複雜になるに從ひまして、各國の例を見まするのに、是等の數は增加致すのであります、現今に於きましても先程申上げました如く、六萬有餘の中其病院等に收容せられて居る者は、僅に四千有餘名でございます、洵に不完全なる有樣でありまして、殊に中產階級抔に於きましては、其慘狀隨分甚しいものもございますが、是の適當なる保護治療法を立てゝ其途を講ずると云ふことは、今日最も必要な事柄でございますのみならず、年々是等の患者の中で、危險性を帶びて放火殺人等の罪を犯す者百五十名を下らぬ有樣であります、公共の安寧を亂ること少くないのみならず人道上から申しましても、社會政策上から考へましても速に改善の途を立つべき事柄と考へるのであります仍て茲に此法案を提出致しましたやうな次第であります、此實行に關する精神病院補助費は、既に豫算に於て御協贊を得た次第であります、何分然るべく御審議を願ひます。

○高木益太郎君　御尋がございます、政府が此精神病院の設置のことに付て御提案を爲すつた趣旨は至極結構の事と思ひます、是と同時に精神病院其物を取締る必要がありはせぬか、元の衞生局長後藤新平氏が、相馬事件の時精神病院の內幕の取締の事を暴露して、世間の者が驚いたが、以來新聞紙上抔で見ても、精神病院其物の中に種々なる弊害があるやうでありますが、既に强制監置と云ふ法律案を御出しになる以上には、精神病院其物を取締ることに就て何か政府は御考がある次第と思ふ、それから政府は現在どう云ふ工合に精神病を取締になつて居るであらうか、現在の精神病院には、何等の疾病なしと云言し得られる次第であるかどうか、並に强制入院の場合を法律で限定するかどうか、唯今內務大臣が仰せになつた如く、公安を害する虞ある場合、其外唯々認定に依ると云ふのでなくして、法文に之を御定めになつて置いては如何ですか、此點に就て政府の御意見を御聽したいそれから行政官のみに一任して人事訴訟手續法の準禁治產の規定を準用すべきものかどうかと云ふことに就て御評議が在つたか無かつたか、是は內務大臣に御尋するも少しく門違であるか知らぬが、司法大臣が御出席がないのでありますから、誰方か委員が出來るのでありませうから、委員の御方に御尋を願ひたい、先づ司法官憲の關與する事を除いた以外に於て、內務大臣の御答を得たいと思ひます。

○議長(大岡育造君)　床次內務大臣。

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

○國務大臣(床次竹二郎君)　御答を致します、第一問は尤なる御說と考へます、目下當局に於ても取調中でございます、第二の御尋は是亦敢て今日完全と申す次第には考へて居りませぬ、何分澤山な私立病院の事でありますから地方長官其部下の警察官をして取締に當らして居りますけれども、敢て十分とは申上げ兼ねます、それから第三の强制命令を以て入院せしむる場合のことは、施行命令中に勅令を以て規定を致す考でございます。

○議長(大岡育造君)　橫山勝太郎君。

○橫山勝太郎君　簡單でございますから、自席から發言を御許を願ひます。

○議長(大岡育造君)　宜しうございます。

○橫山勝太郎君　本案の趣旨には極めて贊成でありますが、唯々一二承つて置きたいと思ふ點があります、其第一は此法案の所謂精神病者の意義如何であります、民法第七條の所謂「心神喪失ノ常況ニ在ル者」と云ふものに該當するものであるか、或は刑法第三十九條の所謂「心神喪失者」のことに該當するのでありまするか、尙ほ同法三十九條第二項の所謂「心神耗弱者」を包含するのでありますかどうでありますか、是に關聯して承つて置きたいのは、當今の或る精神病學者の新しき說に依りますと、無政府主義者の如き、或は或種の社會主義者の如き、偏執

狂――精神病者なりと解釋して居ります、本案に於ては、斯の如き者も取締りますかどうでありますか併せて御説明を願ひたい、それから第二には本案は精神病者に對して絶對的に監置を必要とすると云ふ所謂監置主義でありますか、若くは非監置主義であるか或は監置非監置の折衷主義でありますか、法文自體に付ては稍々明瞭を缺いて居る點があると思ひます、或人の説に依ると、精神病者は之を監置しては到底治癒するものでない、自由に放任して、相當なる治療を加ふることに依つて、始めて治療の目的を達するものである、監獄の如き――牢獄に均しき病室に監拘しては、到底治療の目的は達せられぬと云ふのが新しき説であります、それ故に本案は所謂監置主義を採るか、非監置主義を採るか、取りも直さず精神病者それ自身の個人の人權を尊ぶか、又個人の方は省みず、個人の方は潰しても潰さぬでも宜しい社會の安全さへ得れば宜しい、社會の取締さへ出來れば宜しいと云ふのでありますか、其點は明瞭を缺いて居ると考へます、第三は唯今高木氏より御質問もありましたが、此監置の期間を定めないと云ふことは、本法の缺點ではないかと思ひます、過つて精神病者の名の下に監置せられたる者が、何時までも無際限に牢獄に均しき精神病院に監置せらるゝは、恰も無期の刑の宣告を受けたと同一であります此故に人事訴訟手續法に於きまして、禁治産の原因の止みたる場合に於ては、救濟の方法を通常裁判所に一任してありますが、本案に於ては斯の如き事柄は、毫も之を顧慮せざる意味でありますか、如何でありますか其點も併せて御説明を願ひたいのであります、第四は精神病者を監置するに付て、之を行政官の認定に一任して、司法官憲の認定に任ぜざりしは如何なる理由でありますか、人權尊重の意味から申しますれば、是は通常裁判所の鄭重なる手續を以て、此監置の方法を強制すると云ふことは、此日進月歩の今日に適合すると考へます、御承知の如く墺太利の刑法草案、瑞西の刑法草案、獨逸の刑法草案の如きは、悉く此強制監置權と云ふものを、通常裁判所に委すると云ふ事になつて居ります、恐らく本案に就ては、此邊の立法も御參照になつたことゝ考へますか、何故に之を司法裁判所に一任せられざりしやと云ふ點に就て承りたいのであります、第五は此法に依ると、國立精神病院と云ふ文字がありますが、今日に於ては國立精神病院なるものは我日本國内には無いと考へて居ります、大學に精神病の學術に關する講座はございますが、病院は無いのであります、將來此國立精神病院に付て、何か御考を爲されし事實があるのでありますか、どうでありますか此數點に就て御説明を願つて置きます。

○議長（大岡育造君）　床次內務大臣。

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　御答致しますが、精神病者と云ふ中には、心神喪失者若は……是れは何と云ふのですか耗弱者ですか――御尋のそれは皆含まれて居るのであります、それから何か社會主義者等も精神病者と云ふ説があるか、どうするのかと云ふ御尋でありますが、それは入りますまいと思ひますそれから監置非監置――此法では強て監置する譯ではありませぬ、元來保護治療の精神でありますから強制して何處までも監置する主義を執る積りでありませぬ、それから其次には入院の期間を定めたらどうかと云ふ御尋と心得ましたが、是は病狀の如何に依つてやることでありますから、豫め定める譯に行くまいと思ひます、次に入院を命令するのを、行政官のみにやらせるのはどうかと云ふことでありますが、今日の實際に於て、能く平生の患者の狀態とか何かを見まして判定を下すことは、地方行政官に於て何等差支ないことゝ考へます、それから國立精神病院はどうする積りかと云ふ御尋でありましたか、是は本法を施行致しまして、幾多の府縣立精神病院が出來ますれば、其結果どうしても更に之を國立病院に收容する必要のある者が出來て來ると思ひますから、他日其設備を致す考であります。

○議長（大岡育造君）　日程第二、委員選擧を議題と致します。

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議がなければ、本案は議長指名十八名の委員に付託することに決しました――日程第三乃至第十一は、便宜上一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、一括議題と致します――第三、地方鐵道法案、第五、輕便鐵道補助法中改正法律案、第七、鐵道抵當法中改正法律案、第九、鐵道船舶郵便法中改正法律案、第十一、鐵道營業法中改正法律案、以上一括して議題と致し、第一讀會を開きます――床次政府委員。

第三　地方鐵道法案（政府提出）　第一讀會

地方鐵道法

第一條　本法ハ軌道條例ニ規定スルモノヲ除クノ外道府縣其ノ他ノ公共團體又ハ私人カ公衆ノ用ニ供スル爲敷設スル地方鐵道ニ之ヲ適用ス

地方鐵道業者カ運送營業ノ爲支線ヲ敷設スルトキハ公衆ノ用ニ供セサル場合ト雖本法ヲ適用ス

道府縣其ノ他ノ公共團體又ハ私人カ專用ニ供スル爲敷設スル鐵道ニシテ政府ノ鐵道又ハ地方鐵道ニ接續スルモノニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條　地方鐵道ハ人力又ハ馬力其ノ他之ニ類スルモノヲ以テ動力ト爲スコトヲ得ス

第三條　地方鐵道ノ軌間ハ三呎六吋トス特別ノ場合ニ在リテハ四呎八吋半又ハ二呎六吋ト爲スコトヲ得

第四條　地方鐵道ハ之ヲ道路ニ敷設スルコトヲ得ス但シ已ムコトヲ得サル場合ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條　地方鐵道會社ノ株金ノ第一回拂込金額ハ株金ノ十分ノ一迄下ルコトヲ得但シ兼業トシテ地方鐵道ヲ敷設スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條　地方鐵道會社ハ株金全額拂込前ト雖監督官廳ノ認可ヲ受ケ線路ノ延長又ハ改良ノ費用ニ充ツル爲其ノ資本ヲ增加スルコトヲ得但シ軌道會社ニ非サル會社カ兼業トシテ地方鐵道ヲ敷設スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條　地方鐵道會社ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ社債ヲ募集スルコトヲ得ス

社債ハ總株金四分ノ一以上ノ拂込アリタル後ニ非サレハ之ヲ募集スルコトヲ得ス

社債ノ額ハ鐵道抵當法ニ依ル債務ノ額ト併セテ總株金拂込額ヲ超ユルコトヲ得ス但シ舊債償還ノ爲ニスル場合ニ於テハ舊債務ノ額ハ之ヲ算入セス

第八條　鐵道及其ノ附屬物件ハ鐵道抵當法ニ依ルニ非サレハ之ヲ擔保ト爲スコトヲ得ス

鐵道ノ附屬物件ハ命令ノ定ムル所ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ貸渡又ハ讓渡スルコトヲ得ス

第九條　地方鐵道會社ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ他ノ事業ヲ營ムコトヲ得ス

第十條　地方鐵道會社ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ合併ヲ爲スコトヲ得ス

合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ合併ニ因リテ消滅シタル會社ノ免許ニ屬スル權利義務ヲ承繼ス

第十一條　免許、許可又ハ認可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第十二條　地方鐵道業ヲ營マムトスル者ハ左ノ書類及圖面ヲ提出シ主務大臣ノ免許ヲ受クヘシ

一　起業目論見書

二　線路豫測圖

三　建設費概算書

四　運送營業上ノ收支概算書

免許ニハ工事施行ノ認可ヲ申請スヘキ期限ヲ附ス

第十三條　免許ヲ受ケタル者ハ左ノ書類及圖面ヲ監督官廳ニ提出シ工事施行ノ認可ヲ受クヘシ

一　線路實測圖

二　工事方法書

三　建設費豫算書

四　免許ヲ受ケタル者カ會社ノ發起人ナルトキハ定款及會社ノ設立登記謄本

工事施行ノ認可ニハ工事ノ著手及竣功ノ期限ヲ附ス

第十四條　地方鐵道業者ハ天災事變其ノ他已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限リ第十二號第二項又ハ前條第二項ノ規定ニ依リテ附セラレタル期限ノ伸長ヲ申請スルコトヲ得

第十五條　左ニ掲クル土地ヲ以テ鐵道用地トス

一　線路用地

二　停車場、信號所、車庫及貨物庫等ノ建設ニ要スル土地

三　鐵道專用ニ供スル發電所、變電所及配電所等ノ建設ニ要スル土地

四　鐵道構內ニ職務上常住ヲ要スル鐵道係員ノ舍宅及運輸保線ノ職務ニ從事スル鐵道係員

ノ工作所等ノ建設ニ要スル土地

五　鐵道ニ要スル車輛、器具、機械ヲ修理製作スル工場及其ノ資材、器具、機械ヲ貯藏スル倉庫等ノ建設ニ要スル土地

第十六條　道路、橋梁、河川、運河及溝渠等ニ關スル工事ノ施設ハ所管行政廳ノ許可ヲ受クヘシ

第十七條　政府又ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ於テ地方鐵道ニ接續シ若ハ之ヲ橫斷シテ鐵道若ハ軌道ヲ敷設シ又ハ地方鐵道ニ接近シ若ハ之ヲ橫斷ッテ道路、橋梁、河川、運河及溝渠等ヲ造設スルトキハ地方鐵道業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ公益上必要アリト認ムルトキハ主務大臣ハ地方鐵道業者ニ設備ノ共用又ハ變更ヲ命スルコトヲ得

設備ノ共用又ハ變更ニ要スル費用ノ負擔ニ付協議調ハサルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス

第十八條　地方鐵道業者ハ監督官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ニ限リ免許ニ關スル權利義務ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得

第十九條　左ノ場合ニ於テハ免許ハ其ノ効力ヲ失フ

一　工事施行ノ認可ヲ申請スヘキ期限迄ニ認可ヲ申請セサルトキ

二　工事施行ノ認可ヲ受ケサルトキ

三　工事施行ノ認可ニ附シタル工事著手ノ期限迄ニ工事ニ著手セサルトキ

四　營業廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ

免許ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ相續人ハ免許ニ關スル權利義務ヲ承繼スルコトヲ得

第二十條　地方鐵道業者ハ監督官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ運輸ヲ開始スルコトヲ得ス

第二十一條　地方鐵道業者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ關スル料金ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

監督官廳ハ公益上必要アリト認ムルトキハ運賃及料金ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十二條　地方鐵道業者ハ旅客列車及混合列車ノ發著時刻及度數ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

監督官廳ハ公益上必要アリト認ムルトキハ列車ノ發著時刻及度數ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十三條　監督官廳ハ監査員ヲ派遣シテ鐵道ノ工事、運輸保線ノ狀態、會計及財產ノ實況ヲ監査セシムルコトヲ得

鐵道ノ工事、運輸保線ノ狀態及會計ノ整理ニ付法令若ハ法令ニ基キテ爲ス命令ニ違ヒ又ハ不適當ナリト認ムルモノアルトキハ監督官廳ハ其ノ改築又ハ改善ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ工事、運輸又ハ設備使用ノ停止ヲ命スルコトヲ得

監査員ハ地方鐵道業者又ハ其ノ役員若ハ使用人ニ說明ヲ求メ金櫃、帳簿、書類及圖面ヲ檢閱スルコトヲ得

第二十四條　地方鐵道業者ハ地方鐵道ノ監督事務ニ關シ往復スル吏員ニシテ監督官廳ノ發行スル證票ヲ携帶スル者ヲ無賃ニテ乘車セシムヘシ

第二十五條　主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ地方鐵道業者ニ他ノ鐵道又ハ軌道トノ連絡運輸又ハ直通運輸ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ設備ノ共用又ハ變更、運輸ノ手續、運賃ノ割合及費用ノ負擔ニ付協議調ハサルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス

第二十六條　地方鐵道業者ハ監督官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ鐵道ノ貸借又ハ營業若ハ運轉ノ管理ノ委託若ハ受託ヲ爲スコトヲ得ス

營業又ハ運轉ノ管理ノ委託ヲ受ケタル地方鐵道業者ハ其ノ管理ニ付監督官廳ニ對シ委託ヲ爲シタル者ト共ニ其ノ責ニ任ス

第二十七條　地方鐵道業者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ運輸營業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得ス

地方鐵道會社ノ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第二十八條　主務大臣ハ地方鐵道ノ會計及運賃ノ割引ニ關シ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二十九條　地方鐵道業者ハ法令ノ定ムル所ニ依リ平時及戰時ニ於テ鐵道ヲ軍用ニ供スル義務ヲ負フ

第三十條　政府カ公益上ノ必要ニ因リ地方鐵道ノ全部又ハ一部及其ノ附屬物件ヲ買收セムトスルトキハ地方鐵道業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第三十一條　買收價額ハ最近ノ營業年度末ヨリ遡リ既往三年間ニ於ケル建設費ニ對スル益金ノ平均割合ヲ買收ノ日ニ於ケル建設費ニ乘シタル額ヲ二十倍シタル金額トス

前項ノ益金トハ營業收入ヨリ營業費及賞與金ヲ控除シタルモノヲ謂ヒ益金ノ平均割合トハ三年間ニ於ケル毎營業年度末ノ開業線建設費ノ合計ヲ以テ同期間ニ於ケル益金ノ合計ヲ除シタルモノニ一年間ニ於ケル營業年度ノ數ヲ乘シタルモノヲ謂フ

營業收入及營業費ノ計算ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第三十二條　買收ノ日ニ於テ運輸開始後前條第一項ニ規定スル三年ヲ經過シタル線路ヲ有セサル場合又ハ前條第一項ノ金額カ建設費ニ達セサル場合ニ於テハ其ノ建設費以內ニ於テ協定シタル金額ヲ以テ買收價額トス

第三十三條　地方鐵道業者カ鐵道若ハ其ノ附屬物件ノ補修ヲ爲サス又ハ法令若ハ法令ニ基キテ爲ス命令ニ依リ改築若ハ改造ヲ爲スヘキ場合ニ於テ之ヲ爲ササルトキハ補修ニ要スル金額ハ之ヲ營業費ニ加算シ改築又ハ改造ニ要スル金額ハ之ヲ買收價額ヨリ控除ス

第三十四條　買收代價ハ券面金額ニ依リ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ五十圓未滿ノ端數ハ之ヲ券面金額五十圓トス

第三十五條　政府ニ於テ地方鐵道ニ接近シ又ハ並行シテ鐵道ヲ敷設シタル爲地方鐵道業者カ其ノ接近シ又ハ並行スル區間ノ營業ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキハ政府ハ其ノ營業廢止ニ因リテ生スル損失ヲ補償スルコトヲ得殘存線路ノミニ付營業ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキ亦同シ

補償金額ハ第三十一條乃至第三十三條ノ規定ニ依リテ算出シタル價額ヨリ殘存物件ノ價額ヲ控除シタル金額以內ニ於テ政府之ヲ定ム

第三十六條　地方鐵道業者カ法令若ハ法令ニ基キテ爲ス命令又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一　取締役其ノ他ノ役員ヲ解任スルコト

二　政府ニ於テ又ハ他ノ地方鐵道業者ヲシテ地方鐵道業者ノ計算ニ於テ必要ナル施設若ハ營業ノ管理ヲ爲シ又ハ爲サシムルコト

三　免許ノ全部又ハ一部ヲ取消スコト

前項ノ規定ニ依リテ解任セラレタル取締役其ノ他ノ役員ハ再任セラルルコトヲ得ス

第三十七條　免許ヲ受ケスシテ地方鐵道ヲ敷設シ又ハ認可ヲ受ケスシテ運輸ヲ開始シタル者ハ百圓以上二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條　左ノ場合ニ於テハ地方鐵道業者又ハ其ノ役員若ハ使用人ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一　前條ノ場合ヲ除クノ外本法ニ依リ許可又ハ認可ヲ受クヘキ事項ヲ許可又ハ認可ヲ受ケスシテ爲シタルトキ

二　法令ニ基キテ爲シタル命令又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ基キテ爲シタル命令ニ違反シタルトキ

三　監査員ノ職務ノ執行ヲ妨ケタルトキ

四　法令又ハ法令ニ基キテ爲ス命令ニ依リテ爲スヘキ屆出、報告其ノ他ノ書類、圖面ノ提出若ハ調製ヲ怠リ又ハ虛僞ノ屆出、報告若ハ記載ヲ爲シタルトキ

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三十九條　前二條ノ規定ハ公共團體カ地方鐵道業ヲ營ム場合ニ之ヲ適用セス

附　則

第四十條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一條　私設鐵道法及輕便鐵道法ハ之ヲ廢止ス

舊法ニ依リテ爲シタル免許若ハ指定、許可又ハ認可ハ本法ニ依リテ爲シタル免許、許可又ハ認可ト看做ス但シ其ノ免許若ハ指定、許可又ハ認可ニ附シタル條件ニシテ本法ニ牴觸スルモノハ其ノ効力ヲ失フ

第二條及第三條ノ規定ハ舊法ニ依リテ免許又ハ指定ヲ受ケタルモノニ之ヲ適用セス

第四十二條　輕便鐵道法ニ依リテ輕便鐵道抵當原簿ニ登錄セラレタル事項ハ之ヲ鐵道抵當法ニ依リ鐵道抵當原簿ニ登錄セラレタルモノト看做シ輕便鐵道抵當原簿ハ鐵道抵當原簿ト看做ス

第四十三條　輕便鐵道法ニ依リテ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノ

ト看做ス

第五　輕便鐵道補助法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

輕便鐵道補助法中左ノ通改正ス

「輕便鐵道補助法」ヲ「地方鐵道補助法」ニ改ム

第一條、第二條及第六條中「輕便鐵道」ヲ「地方鐵道」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ補助ヲ受クルモノハ本法ニ依リテ之ヲ受クルモノト看做ス

第七　鐵道抵當法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

鐵道抵當法中左ノ通改正ス

「主務官廳」ヲ「監督官廳」ニ改ム

第一條中「私設鐵道株式會社」ヲ「地方鐵道株式會社」ニ改ム

第三條中「舍宅」ノ下ニ「其ノ他工事又ハ運輸ニ要スル建物」ヲ、「保線」ノ下ニ「其ノ他ノ修繕」ヲ加ヘ「鐵道用水」ヲ「用水」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

會社カ鐵道ニ要スル電氣ノ餘力ヲ以テ電氣供給ノ業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ供給ノ爲要スル第二號乃至第五號及第七號ニ掲ケタルモノニシテ鐵道財團ノ所有者ニ屬スルモノハ之ヲ鐵道財團ニ屬セシムルコトヲ得

第十一條中「第三條」ヲ「第三條第一項」ニ、「前項ニ掲ケタルモノ」ヲ「前二項ニ掲ケタルモノ」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ第三條第二項ニ依リテ鐵道財團ニ屬セシメタルモノニ之ヲ準用ス

第二十六條ノ二　株式會社ニ非サル地方鐵道業者ノ鐵道ノ抵當ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第五十條　削除

第五十一條中「前條第一項ニ依リ」ヲ「鐵道事業ヲ營ム者ニ非スシテ」ニ改ム

第五十四條　削除

第六十條中「第五十四條」ヲ「第五十三條」ニ改ム

第六十五條中「本免許ヲ受クルコトヲ要スル者ニ在リテハ本免許」ヲ「第七十三條ノ許可ヲ受クルコトヲ要スル者ニ在リテハ其ノ許可」ニ改ム

第六十六條中「第五十條第一項ニ依リ競賣ニ加入シタル者」ヲ「會社ノ發起人」ニ改ム

第六十七條中「本免許狀ノ下付ナキトキ」ヲ「第七十三條ノ許可ヲ受ケサルトキ」ニ、「本免許」ヲ「許可」ニ改ム

第七十二條　削除

第七十三條　競落人カ政府ニ非サル場合ニ於テハ競落ヲ許ス決定カ確定シタル日ヨリ三箇月內ニ許可ヲ申請スヘシ

第七十四條　競落人カ會社ノ發起人ナルトキハ前條ノ許可ノ申請ニハ定款及會社ノ設立登記謄本ヲ添附スヘシ

第七十五條　削除

第七十六條中「前三條」ヲ「第七十三條及第七十四條」ニ、「本免許狀ヲ下付スヘシ」ヲ「許可スヘシ」ニ改ム

第七十七條中「本免許」ヲ「第七十三條ノ許可」ニ、「會社」ヲ「競落人又ハ競落人ニ依リテ設立セラレタル會社」ニ、「原免許」ヲ「免許」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九　鐵道船舶郵便法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

鐵道船舶郵便法中左ノ通改正ス

第一條中「私設鐵道法又ハ輕便鐵道法」ヲ「地方鐵道法」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一　鐵道營業法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

鐵道營業法中左ノ通改正ス

第三條　運賃其ノ他ノ運送條件ハ關係停車場ニ公告シタル後ニ非サレハ之ヲ實施スルコトヲ得ス

運賃其ノ他ノ運送條件ノ加重ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ前項ノ公告ハ一月以上之ヲ爲スコトヲ要ス

第十三條ノ三　鐵道カ其ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ貨物ノ引渡ヲ爲スコト能ハサルトキハ貨主ノ費用ヲ以テ之ヲ倉庫營業者ニ寄託スルコトヲ得

貨物ヲ寄託シタルトキハ鐵道ハ遲滯ナク荷送人及荷受人ニ對シ其ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

貨物ヲ寄託シタル場合ニ於テ倉庫證券ヲ作製セシメタルトキハ其ノ證券ノ交付ヲ以テ貨物ノ引渡ニ代フルコトヲ得

鐵道ハ第一項ノ費用ノ辨濟ヲ受クル迄倉庫證券ヲ留置スルコトヲ得

前四項ノ規定ハ貨物ノ引取期間內ニ其ノ引取ナキ場合ニ之ヲ準用ス

第二十條中「私設鐵道」ヲ「地方鐵道業者」ニ、「主務大臣」ヲ「監督官廳」ニ改ム

第二十三條中「私設鐵道係員」ヲ「地方鐵道係員」ニ、「會社」ヲ「地方鐵道業者」ニ、「主務大臣」ヲ、「監督官廳」ニ改ム

第二十八條ノ二　第十九條及第二十一條ノ規定ハ政府及公共團體ノ鐵道ニ、第二十條及第二十三條ノ規定ハ公共團體ノ鐵道ニ之ヲ適用セス

第四十四條　削除

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔政府委員床次竹二郎君登壇〕

○政府委員（床次竹二郎君）　地方鐵道法案に就て說明を致します、我國現在國有鐵道の外に私設鐵道なるものがある、又輕便鐵道なるものもありまして、各々それに對する法律があるのでありますが、此私設鐵道法は明治三十三年の制定に係るものでありますが、鐵道國有法の實施以來、十分なる此法の應用はありませぬ――今日では此法律に依る鐵道は全く一つもありませぬ、即ち空文に歸して居るやうな有樣でございます、之を要するに國有以外の鐵道は、一概して申しますれば地方鐵道に相違ないのであります、其地方鐵道は今日の所多く輕便鐵道法に依つて働かれて居るのでありますが、此輕便鐵道法が實際の運用から申しますると、二十箇條餘りの條文から成立つて居るのでありますが、それのみでは不十分でありまして、常に命令書を下附致して、其命令書と此輕便鐵道法と相俟つて、始めて施行せられて居ると云ふ有樣であります、是に於て私設鐵道並に輕便鐵道法を統一致しまして、各々其足らざる所を補ひ、又今日までの實驗に徵して、必要なりと思ふ事を追加致しまして、茲に統一されたる地方鐵道法を制定するの最も急務なるを見た譯でございます、改正の條項中主なるものを申上げますれば、動力は機械力に限定致しましたことが一つ、もう一つは軌間を三呎六吋とすることを原則と致しまして、四呎八吋半及二呎六吋、此三種に限定致しました、餘り此軌間の多きに涉りますことは、鐵道工業上から見ましても面白からざることと考へまして、將來は斯の如く原則としては、三呎六吋を取ると云ふことに之を決めて行きたいと考へるのであります、其次には鐵道及其附屬物件は、現在に於いては之れを各別に擔保とすることが出來るのでありますけれども、將來は其の各別擔保を爲すことを禁じて、鐵道抵當法に依る財團擔保の制に依ることに致したいと思ふのであります、其の次には會社の解散を制限して、營業廢止の許可を受けて、然る後に解散するやうにしたい、それから今日まで國有鐵道を敷設致しまする際に、地方鐵道の併行又は接近して居るが爲めに、地方鐵道業者が、營業上困難に立至る場合があります際に於て、補償の途が明かに規定してないのでありますが、是等の場合は損失の補償に關する事を明規して置くが、今日の時勢宜からうと思ひまして追加致しましたのであります、其他二三改正を加へました點がございます、大體右樣な譯でございます、それから此地方鐵道法の改正と共に、自然輕便鐵道補助法中に文字の修正を加へなければならぬ必要がありまして、此補助法中の改正を致したい、尙ほ同じ關係を以ちまして、鐵道抵當法中に改正の必要を生じたのであります、矢張同じ關係よりして鐵道船舶郵便法中に改正を加へることになりまして尙ほ一つ同じ關係から、鐵道營業法中に改正を加へるの已むを得ないことになつたのでありますが、それと共に鐵道營業法中に改正を加へんと致しまする事柄は、運賃其他の運送條件と云ふものは、鐵道の本質に鑑みまして、成るべく之を公告した上に、變更を加へることが當然と考へまして、其規定を致したのであります、それから尙ほ現行法に於ては、運賃を加重致しまする場合には、一週間以上前以て公告することになつて居りまするが、商取引の狀態に顧みて、之を一箇月以上の期間を置くが宜いと云ふ考で茲に改正を致しました、最も此際此營業法中に改正を致したいと思ひまする事柄は、到著貨物の引渡の際に、荷主の怠慢等に依つて引取を延滯し、貨物置場の狹隘を來し、以て一般貨物の取扱に支障を及ぼすと云ふ事例が今日少なくないのであります、

是等は折角の公共機關たる性質を大に妨ぐるものでありますから、是等の貨物は鐵道營業所に於て荷主に代り倉庫營業者に寄託することを得る途を開いて以て、運輸上の便益を圖りたいと云ふ考でありますそれが鐵道營業法中の主もなる改正條項であります以上宜しく御審議を願ひます。

〔拍手起る〕

○櫻井兵五郎君　質問があります。

○議長（大岡育造君）　櫻井君。

○櫻井兵五郎君　唯今御說明の中に軌間の問題がありましたが、原則としては三呎六吋である、併ながら三條にもあります通り、特別の場合に在つては四呎八吋半、又は二呎六吋にすることを得ると云ふ規定になつて居りますが、此特別の場合と申しまするのは、如何なる必要から此特別なる場合が生ずると云ふ御考で御規定になつたか、或は他日國有鐵道を私設にする場合があるかも知れぬと云ふ、其豫想の下に斯る特別の場合を規定せられたのでありますか其點を伺ひたいのであります、今一つの點は之に因んだ御尋でありますが、確に床次總裁は國有鐵道は三呎六吋を以て、我が經濟上に適合して居ると云ふ御考を持つて居らるるやに、私は承知致して居ります、然るに現在の橋梁を直すとか、隧道を改造する場合に於ては、四呎八吋の軌間にすることが出來ると云ふやうな、設備をして居らるるやうなことに承知して居ります、果して然らば是は無用な設備をして居らるるのでないかと思ひます、實際豫て主張して居らるる點と多少相違があると思ひます、此點を少しく明瞭に了解し得るやうに御說明を合せて願ひたいと思ひます。

〔政府委員床次竹二郎君登壇〕

○政府委員（床次竹二郎君）　御尋でございますが、軌間を三呎六吋に致すことを原則として四呎八吋半を認めたのは、何の理由の爲めかと云ふ御尋でありますが、現在四呎八吋半のものが隨分あります、殊に電氣の運轉を致すものは多く左樣な譯でありますそれ故に此鐵道工業は、成るべく一定の軌間を取ることが便利と考へますけれども、右樣な狀況でありますから、是だけは認めるのが宜いと云ふ譯で認めた次第であります、敢て廣軌鐵道に關係した譯ではありませぬ、尙ほ第二の御尋の事は、此法案には關係が無い事柄のやうでありますが、御答を致して差支ありませぬ、私は我國の目下の狀況に於ては、現在の軌幅を以て可なりと考へて居ります、併ながら今の制度でありましても、機關車の力の增大するに從つては、今日より〳〵幅の廣い車を運轉することが出來得るのであります、隨て隧道に致しましても橋梁に致しましても、將來二度の工事を施さなければならぬ必要がありはせぬかと思ひまするので、現在よりもより幅の廣い物を建築しつつあるのであります、是れは敢て廣軌制の準備と云ふ譯ではありませぬ、今の制度に致しましても、力の伸るに從つてそれだけの必要がありと認めてのことであります。

○議長（大岡育造君）　委員選擧を議題と致します。

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　日程第三乃至第十一の五案を一括して委員の數は特に二十七名とし、議長に於て指名せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ本案は議長指名二十七名の委員に付託することに決します――日程第十三、染料工業保護の爲關稅改正に關する建議案を議題と致します、提出者鈴木錠藏君

第十三　染料工業保護の爲關稅改正に關する建議案（鈴木錠藏君外一名提出）

染料工業保護の爲關稅改正に關する建議

戰時に際し各種工業勃興せる中に就て染料工業の發達は極めて偉大なるものあり然るに昨冬休戰講和の聲を聞くや輸入染料價格の低落を告け折角發達の氣運に向ひつつある我か染料工業も其の競爭に堪へす將に頽廢衰滅の懼あらむとす故に或一定の期間を定め關稅政策に依りて保護奬勵の必要ありと認む

右建議す

〔鈴木錠藏君登壇〕

〔拍手起る〕

○鈴木錠藏君　私は昨年の四十議會に於きまして、戰時異常の發達を遂げました所の化學工業が、戰後尙ほ能く外來品に對抗して存續し得るや否や、戰前に於ては化學工業品は、主として獨逸の輸入品に待ちました、所が戰時自給自足の必要に迫られて、米國、英國、佛蘭西に於ても偉大なる發達を遂げて居ります、然らば戰後に於ては、獨り獨逸の製品に對抗するのみならず、英、米、佛の製品とも競爭しなければならぬ時が來ると信じまして、若し之を自然の趨勢に放任致しましたならば、我が化學工業は萎靡衰頽に歸しはせぬかと、斯う云ふ見地から致しまして、第一に補給政策、第二に關稅政策、第三に原料問題の解決、第四に統一政策、此の四問を提げまして、時の內閣即ち寺內內閣に向つて其所見を叩きました、所が政府は表面同感の意を表しながらも、まだ斯る心配は無用であると云ふ態度を執つたのであります、然るに昨年十一月休戰講和の聲が突如として起りますると、其戰時に興つた工業が一樣に打擊を受けました中にも、我が化學工業の受けました打擊は、所謂致命的の創痍であつたのであります、之が爲めに折角興りつつある所の工業も頓挫し、工場も閉鎖の已むなきに至つたと云ふ事は、諸君も新聞紙上で御承知の事と信じます、私は戰時に興つた所の工業を、悉く保護政策に依つて保護しろと强ゆるものではありませぬ、如何に自給自足の上から見ましても、國家經濟の上から首肯出來ないものは、決して保護政策に依るべきものでないと信じます、併ながら戰時相當の發達を遂げ、而して尙ほ相當の保護を與へれば、立派な國產として成立し、而も輸入品に對抗すべき物であつたとしたならば、國家は之に對して、相當の補助奬勵の途を講ずべきものと信ずるのであります、此點より致しまして、私は我が染料工業に向つて、相當の保護を爲すべきものと主張するのであります、乃ち如何なる方法に依つて保護するかと申しますれば、第一輸入染料に對しては、從價五割の關稅を課すると云ふことが第一であります、第二ば關稅保護の期間を將來五箇年とすると云ふことでございます、第三は法令發布の日より關稅實施期間まで、輸入染料に向つては特許を受けると云ふことであります、右三箇條に就て簡單に理由を申上げたいと存じます、私が第一に化學工業中染料工業を撰びましたことは、染料工業と云ふものは申すまでもなく化學工業の中樞でありまして、化學工業中の精華である、華でございます、若し染料工業にして保護さるるならば、是より生まるる所の副產物、即ち火藥とか、醫藥とか、人造香料とか、寫眞藥とか、其他の副產物は、期せずして發達するのであります、即ち兩々相待つて技術的にも經濟的にも相當の發達を遂げるのでありませぬ、是が故に先進國に於きましても、染料製造場には必ず藥品工場があつて、必ず其工場には染料と共に藥品部と云ふものがあつて、藥品の賣捌を致して居るのであります、現在に於て我國の染料工業の狀態はどうであるかと申しますと、政府の保護奬勵の下に在る所の日本染料會社を除きまして、現在に於て拂込資本が百百七十二萬圓、工場の建坪が二萬三千七百八十坪、技術員が七百九十二人、職工の數が四千六百人、最近一箇月の生產高は「アニリン」「アリザリン」染料の高が百三十四萬七千五百斤、而して大正六年度に生產されました高が、一千六十四萬圓の多きに達して居ります、其工場の分布の狀態と云ふものは、東京、大阪、和歌山、廣島、岡山等でありまして、東京府下のみにても四十有餘の工場がございます、大正七年度の產額は約五百萬圓の多きに達して居ります、而して其品質は米國產に比して少しも劣る所がない、故に染料商は、內地品を輸入品と稱して賣つて居ると云ふやうな有樣でございます、殊に製品中にも、鹽基性「メチールヴアイオレツト」とか、酸性「オレンヂ」とか、硫化染料其他媒染染料の如き物は、南洋、印度、西伯利、支那等の方面に輸出せられて、外品を壓迫して非常な効力を今日得て居る次第でございます、日本に於ける所の染料、即ち製造されます所の染料の數は、二百餘種の多きに及んで居ります、併し之を一々擧げることは煩雜でありますから、其品目と及日米製品の市價の現在比較表――是は議長の御許を得て速記錄に留めたいと存じますが、斯る染料が如何なる工場、如何なる原料に依つて製造せらるるかと申しますれば、工場は頗る小規模なものであつて、原料は多くは輸入品に待つて居るのであります、若し此小工場が合同完備致しまして、各製造所より自然に產る所の「ベンヅオール」の如き原料、及今政府の補助のありまする所の日本染料會社あたりが、中間化合物をもつと廉價に販賣することが出來ますならば――廉價に支給することが出來ましたならば、生產費は一層低廉になつて、其製品は一層優秀になると云ふことは、保險を附けることが出來るのであります、由來染料と云ふ物は、學術の方式のみに依つて發達する物ではございませぬ、即ち熟練と經驗と云ふものが、染料に付ての唯一の條件でございます、此點に就ては日

木人の最も得意と致しまする所で、獨逸の染料が發達致しましたのも、即ち獨逸人の技術が發達せしめたのでありまして、此點は餘程日本と獨逸と似て居ると考へます、獨逸の染料工業が其模範は英佛に取りまして、家庭的工業が斯る盛大なる發展を遂げられましたと云ふやうな徑路を取つて來ますると、我染料工業の前途と云ふものは、實に有望に致しまして、矚目に値すべきものと信ずるのでございます、或は此染料工業の如きものは、大規模のものでなければ、決して發達するものでないと云ふやうな說もございますけれども、彼の獨逸に於ける「ヘキスト」會社、是は世界第一の染料工業會社でございます、是が其初に當つては、僅に一人の化學者と三馬力の蒸汽力があつただけである、而して其頃千八百五十九年頃でありまして、其當時に巴里に染料の博覽會がありました其時には、英吉利、佛蘭西からして美麗なる「アニリン」色素が陳列されましたけれども、獨逸に於ては一品も陳列するまでに達して居らなかつた、それから致しまして獨逸人が發憤努力致しまして、今日は遂に英佛を凌駕するやうなことに至りましたので、是等は好い例證であらうと考へます、而して染料工業に於きまする所の各國の染料工業に對する政策を見まするに、何れも保護政策に依つて、自給自足の保護政策をするやうになつたのでございます、此獨逸の化學工業は獨逸の生命であつて、之が爲めに獨逸が幾多の國家も國民も犧牲を拂つて、今日の完備を告げましたのでございまして寧ろ今回の大戰爭は、獨逸の化學工業の結果であると言つても誣言ではないと思ひます、唯々將來に於て獨逸が如何なる事で此染料工業に於て苦痛を感ずるかと云ふと、即ち原料の供給ではなからうかと考へます、今日まで獨逸染料工業の原料と云ふものは英國の瓦斯工業の賜でありました、瓦斯及鐵から生じまする所の「コールタール」である、今日の巴里發の電報に依つても、國際聯盟の附屬と致しまして常設經濟委員會が設けられて、此の原料と云ふものは歐羅巴許りでなく、印度、西伯利方面までも包含致しまして、原料を支配することになつて居るやうであります、而して亞米利加と佛蘭西は、特に佛蘭西は、白耳義に向つて原料供給の優占權を與へて居ると云ふことを、今日の電報に傳へて居ります、將來獨逸は何れの國に原料を仰ぐか、自國だけの原料では、今日までの如き發展は六ケ敷からうと考へます、此邊の所は獨逸としては大に苦痛を感ずることと思ふのでございます、次に英國の狀態はどうであるかと云ふと、英國は「ロイドジョージ」が積極的の保護政策に依りまして、自國で生產する所の此染料に付きましては、全然輸出を禁じて居ります、且又一方に於ては第一に低利の貸付金、第二に機械器具建物に對する補助金、第三には技術研究に對する補助金、是等の方法に依つて、益々自國に於ける染料を發達せしむると云ふことの方針を執つて居るやうに承知致して居るのでございます、で佛蘭西は唯今の電報でも承知致しました如く、英國と原料供給の契約を結んで居りまして、一方に於ては、矢張貸付金及關稅政策に依つて保護することに承知して居るのでございます、亞米利加はどうであるかと申しますと、亞米利加は戰時中、此染料に向つては從價三割、從量稅一磅に付て十錢と云ふやうな重稅を課して保護致して居ります、所が最近の報道に依ると從價稅六割の稅を課すると云ふことに聞いて居ります、又亞米利加現在の染料界の泰斗と稱せらるる、「ドクトル、セルコフ」氏抔の說に依ると、亞米利加でも少くとも十箇年間の保護政策に依るに非ざれば、染料工業を發達せしむることが出來ないと云ふことを言つて居ります、詰まり是等の說が容れられて、從價稅六割と云ふやうな、此關稅政策を執るやうになつたものと信ずるのでございます、斯の如く各國とも染料工業に付きましては、積極的の保護政策を執つて居りまして、日本が此際私の主張致しまする從價五割の課稅の如きは、最も穩健なりと信ずるのでございます、而して五割の稅と致しまする根據は何所に在るかと申しますれば、唯今の日本と亞米利加との染料の價格を較べて見ると、亞米利加の方は三割高でございます、併ながら將來に於きまして、尙ほ亞米利加の製品は安くなると云ふ考もございますからして、玆に五割と云ふやうな案を提出致しましたので、頗る穩健と信ずるのであります、それから或は此從價五割の關稅を課しましたら、加工品に於ては非常に高くなるに相違ないと云ふやうな御議論は、殊に織物の地方の御方に於ては、御疑惑が御有りになるやうな次第でありますが、段々專門家に就て私が研究致して見ました所が、染料化學の織物に對する影響と云ふやうなものは、實に微々たるもので、試に此內地の絹物に對する其影響を一寸申上げて見ますると、內地絹物一反の染賃が約四十五錢でございます、此染料は約十二錢七厘、若し之に五割の稅金を課しました所で、六錢三厘、而して絹織物一反の値段は今日十圓以上で、極く安く見まして十圓としても、六錢三厘と云ふものが「パーセント」は六厘三毛と云ふ位の微々たるものに過ぎませぬ、又木綿の一反の染賃がどうであるかと云ふと是は一反二十五錢位で、之に要する染料は僅に九錢です、此五割即ち四錢五厘、さうすると木綿物は今一反染賃が三圓と致しまして、四錢五厘は僅に一分五厘にしかなりませぬ、又輸出織物に付て一寸御懸念があるやうですが支那に輸出致しまする所の絹織物に「タンタンチース」と云ふものがございます、それは幅か三十二「インチ」丈が五「ヤール」目方が八百目、染賃が五圓五十錢でありますが、是の染料は一圓でございます、即ち五割の稅を課しても一圓五十錢、是が一反の代價五十圓と致しまして、其稅の割合はどうかと云ふと、僅に一分にしか當りませぬ、故に此染料の値段が織物の價格に及ぼすと云ふやうな御心配は、決して御無用であると私は考へるのでございます、是は從來の染料を無稅品と致しまして、五割と云ふ比較を取りますけれども、今日までの染料は「インチユーピアー」「アニリン、アリザリン」を除き、從量稅百斤に付て七圓と云ふものは當然課せられて、百斤の從量稅の七圓は「パーセント」に依りますからして、從量稅に付てどの位になるか知れませぬけれども、相當の關稅と云ふものが課せられてございます、彼此五割の稅と云ふものは課せられてあるが、勿論是が絕對の五割ではございませぬ、三割五分――價格上の相違があるだらうと思ひます、それから第二の期間を五箇年に定めましたと云ふことは、是は餘り長く致しますれば、隨て製造場に向つて依賴心を起させる虞もございます又殊に保護政策と云ふものは、餘り喜ばしいものでございませぬ、詰まりそれを發達助長せしむる爲めの目的でございますからして、假りに之を五箇年と致しますれば、保護の目的を達すると同時に、五箇年經つたならば、製造業者は補助金を失ふのであると云ふ所の一つの刺戟から、一層發憤努力するだらうと云ふ見地から、五箇年と相定めました次第であります、それから第三の所の法令發布からして關稅實地に至る間は、染料の輸入に付ては、特許を受けると云ふことを主張してございますが、從來の例に依りましても、此關稅實施まで約六箇月あると致しまして、其間思惑の輸入と云ふものは盛んに行はれる、例へば本月法令を發布して之が實施期の八月頃になりますると、各種の貿易商は盛んに思惑をやりまして、折角關稅を上げんとする時に於て、收入の目的を達せず、而して生產過多になりまして、殆ど從來の直段よりも安くなると云ふやうな現象を呈します、殊に資本の豐富なる所の外國人ありたりは、五箇年振を一遍に輸入し置きましたとしましても、五割の課稅と云ふものは、一箇年に一割づゝにしか過ぎませぬ、即ち一箇年一割の稅を拂つても、五箇年の「ストック」を以つてやつた方が割合であると云ふ算盤の上から來ますると、必ずしも思惑の輸入がないと云ふことは言へないのであります、是は政府に於ても屢々苦痛を嘗めた所であつて、獨り染料工業のみならず、色々な是から關稅政策を講ぜらるゝ場合に於て、此點を閑却せらるゝことがありましたならば、恰も底なき桶に水を注いだが如く、必ず茫然として此目的に相違することに驚かされるだらうと考へます、故に私は此第三項は是非共此關稅政策の締括りと致しましても、深く主張する所以であります、今や各染料工業は、戰前戰後四箇年の經驗を經まして、略々完成の域に達しまして、又各資本家も合同の必要を感じて居ります、然るに此休戰講和の際に驚かされまして、銀行は貸出を停止し、資本家は拂込を躊躇しまして、生產品は收支相償はずと云ふやうな有樣に陷つて居ります、此儘之を放任致しましたならば、恰も昨日まで炎々として火山の如き焰を揚げて居りました所の工場も、忽ち死滅致しまして再び戰前の如き有樣に返つて、悉く輸入品に待たなければならぬと云ふやうな悲況に陷るだらうと考へます、然らば戰前に於てのみ自給自足が必要であるのでなくして、此自給自足なるものは、永久に國家として主張しなければならぬ政策であると云ふことを考へましたならば、此の點は大に考へなければならぬ事だらうと信ずるのであります、試に戰前一箇年の染料の輸入高を見ますると「アリザリン」と「アニリン」染料が七百七十萬斤、人造藍が百四十萬斤、此價格が約九百萬圓になつて居ります諸君、戰後に於て外國から輸入された場合があつた

と致しましても、迚も此外國に於ける所の生產費も戰前のやうな安い譯には參りませぬから、少くも最低三倍の價格になるだらうと考へます、然らば數百萬斤の數量に於て異動を爲したならば、此三倍即ち二千七百萬圓の輸入超過になると云ふことは、大に爲政者として考へなければならぬ事だらうと思ふのであります、で此儘に放任致しましたならば、大正四年に諸君が協贊された所の染料製造獎勵法なる所の法律も、殆ど死滅に近づくのであります、所謂今日に於て三箇年を經過して居りますけれども、此保護に依る所の日本染料會社も、僅に中間化合物を世の中に出し始めただけでありまして、まだ完全なる染料なるものは世の中に出すまでに參りませぬ、故に若し關稅政策に依つて染料が保護せらるゝと致しましたならば、此法律の目的も達することが得ると云ふことは、敢て喋々を要せぬだらうと考へます、又或說に依りますると、日本染料に向つて八朱の補助をしてあるのであるから、更に關稅政策に依つて保護する場合には、二重の保護になりはしないかと云ふ御心配もありますけれども、決してそれはさうでない、即ち染料製造獎勵法に依りますると、缺損した場合は國家が八朱の補助をすると云ふので、若し滿足に八朱以上の配當が出來る場合は、之を補助しないのであります、即ち日本の「グリセリン」會社の如きは、一割以上の配當をすることになつて居りますからして、政府は八朱の補助をすると云ふことは、名のみにして之を行はぬで濟んで居るのであります、若し關稅政策に依つて染料が保護されて染料が相當の價格を保つて、而して日本染料も同じく政府の保護なしに配當が出來るとしたならば、此八朱の補助と云ふものは、詰まり空文になるのでありまして、決して二重になると云ふ憂は無いと私は信ずるのであります、幸にして此建議案が容れられまして、此關稅政策が行はれましたならば、民間に於て方に主張せられて居る所の全國統一と云ふことは直ちに行はれまして日本人に最も適當して居る所の化學工業中の此染料製造業と云ふものは、所謂國產として、我帝國に於ける所の工業の中樞になると云ふ點にまで達するのは、さう遠きことではないと私は信ずるのであります、今や我が政府は產業獎勵と云ふ事を、四大政綱の一にもして居る位でありますから、國產獎勵の上からも、尙ほ產業獎勵の上からも、是非とも是は直ちに賛同しなければならぬ決議案だらうと考へます、諸君、願くは以上の理由に依つて、御審議の上御賛成あらんことを希望致します

（拍手起る）

（參照）

日米製品市價現在比較表（各百斤）

染料種目	日本製品市價	米國製品市價
ファストレット各種	四〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇
サルホンサイアニン各種	八五〇・〇〇	七五〇・〇〇
アシッドブリユー各種	七五〇・〇〇	六〇〇・〇〇
ナフトールエルロー各種	四五〇・〇〇	五〇〇・〇〇
メタニールエルロー各種	八〇〇・〇〇	七四〇・〇〇
クロームレッド各種	八五〇・〇〇	七五〇・〇〇
クロームエロー各種	五五〇・〇〇	四五〇・〇〇
クロームオレンヂ各種	六〇〇・〇〇	六五〇・〇〇
クロームグリーン各種	一、二〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
クロームブラウン各種	八〇〇・〇〇	六五〇・〇〇
ベンゾパープリン各種	八五〇・〇〇	五〇〇・〇〇
コンゴレット各種	九五〇・〇〇	六〇〇・〇〇
ダイレクトオレンヂ各種	九〇〇・〇〇	七〇〇・〇〇
ダイレクトエロー各種	一、一〇〇・〇〇	一、一七〇・〇〇
ダイレクトバイオレット各種	一、〇〇〇・〇〇	八五〇・〇〇
ダイレクトブラウン各種	九〇〇・〇〇	九二〇・〇〇
クリソイヂン各種	五〇〇・〇〇	三三〇・〇〇
メチールバイオレット各種	八五〇・〇〇	九五〇・〇〇
マラカイドグリーン各種	二、八〇〇・〇〇	二、三〇〇・〇〇
ビスマークブラウン各種	四五〇・〇〇	四〇〇・〇〇

其他の日本製品種目

スカレットフォーミルク各種
ナフトヲルプリュウ各種
アシッドブラック各種
クロームバイオレット各種
アンスラセンプラウン各種
クロームブラック各種
プリムリン各種
ダイレクトブユリユー各種
ダイレクトグリン各種
ダイヤミンエルロー各種
ダイレクトブラック各種
ヨーシン各種　ローダミン各種
マゼンタ各種　セリス各種
サフラニン各種
サルフアースカーレット各種
サルフアーボルデイクス各種
サルフアーブリユー各種
サルフアーエルロー各種
チヤパンメダベースエローSエキストラ各種
サルフアーグリーン各種
サルフアーカーキー各種
サルフアーカッチ各種
サルフアーブラウン各種
サルフアーブラック各種
チヤパンイケーブラックBエキストラ各種
アリザリンブリユー各種
アニリン併合木綿捺染料各種
植物性

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ本案は議長指名、九名の委員に付託するに決しました――日程第十四、木津川治水に關する建議案を議題と致します提出者長田桃藏君。

第五　木津川治水に關する建議案（齊藤珪次君外二名提出）

木津川治水に關する建議

政府は速に相當の計畫を立て木津川の改修を爲さむことを望む

右建議す

〔長田桃藏君登壇〕

〔拍手起る〕

○長田桃藏君　私は本建議案に對する提出理由を簡單に說明致さうと存じます、此木津川の位置は、諸君の御承知の如く、三重縣奈良縣の山林から流れ出づる名張川、長田川、此二川が京都府下の各位の御承知の笠置山の麓に於て合して木津川と相成り、南山城の中央部を橫斷致して淀川に注入る所の川であります、其延長は約三十里、木津川の廣き部分に於て川幅が二百六十間程ありまして、更に淀川に注ぐ河口に於ては、是は却て小さくなつて二百方里になつて居ります、其流域を調べて見ますると、全體に於て十萬六千六百五十一方里になつて居りまして、其内で京都府管下所謂木津川と名の付く流域が二萬三千十八方里、三重縣下で四萬六千四百三方里、奈良縣下で三萬七千二百三十方里と云ふやうな狀態に相成つて居りまして、其木津川と云ふ川自身が水源地より河口に至る間に於ての、流域の比例は、全體に對して二割一分六厘に過ぎないのであります、其餘の七割八分四厘と云ふものは、奈良縣三重縣の流域になつて居ります、更に此治水を致したならば、如何なる價値があるかと云ふことを概略調べて見ますると、此木津川の流域に所在致して居る所の町村は、四町二十六箇村であります、人口は九萬五千、此堤防に破壞に依つて浸水すべき場所が七千三百七十五町歩あります、此治水の目的を達したならば、陸田七千三百七十五町歩の浸水を除き得るのみならず、沿岸四町二十六箇村九萬五千の民は、安心して自己の產業に從事することが出來るのであります、更に此治水の手段を制水工事にまで及ぼすことが出來ましたならば、此木津川の流域を利用して、舟揖の便を今日以上に發展せしむることが出來て、沿岸の產業を啓發する所の力は、蓋し測り知るべからざるものがあると信じて居ります、此木津川の治水問題に對する過去の沿革を調べて見ますると、政府は曾て淀川の第一期改修を企てたのであります、其第一期の改修は、政府の調査に依つて淀川の高水量――最大高水量を二十三萬立方尺と測量したのであります、此二十三萬立方尺は、木津川に於て洪水の最大量十三萬立方尺、宇治川に於て三萬立方尺、桂川に於て七萬立方尺と測量致して、此第一期の淀川改修工事を完成致したいのであります、其場合に於て京都府は木津川の改修工事を必要なりと認めて、明治四十四年より七箇年の繼續事業を以て、此木津川の改修工事を完成致したのであります、而も其基準とする所は、政府の調査に依る最大高水量十三萬立方尺を本にして改修工事を完成したのであります、然るに大正六年の關西地方に於ける洪水は、長田川に於ては二百十二粍、名張川に於ては三百十二粍と云ふやうな雨量がありまして、大正六年九月に十七萬個の水を木津川は出したのであります、淀川の非常なる慘害を惹起し、各位の御記憶に新なる通り、

名狀すべからざる慘害でございました、沿岸の四町二十六箇村の民は、直ちに請願書を當院に提出致して、其改修を要求したのでありましたが、當院は之を容れられたやうな有様でございます、然るに大正七年になりまして、又候長田川は二百十七粍、名張川は百十七粍と云ふやうな水が出まして、十五萬立方尺と云ふやうな高水量を見たのであります、此に於て沿岸民は六年に於ても堤防の破壞に依つて、非常な悲慘なる慘害を被り、又七年度に於ても堤防の缺壞に依つて、其慘害を再び繰返したやうな狀態で人心頗る恟々と致して居るやうな有樣でございます斯る狀態でありますが、此木津川に對する改修を根本から解決しやうと思ひますれば、以前に申上げました通り、奈良縣及三重縣に對して植林事業若くは砂防工事等の施設を要するのでありますけれども、是は他府縣の事でありますから、京都府一府の及ぶ所ではございませぬ、又今回大正六年度の災害に鑑みて、淀川の再改修を本年から行はれることになりましたけれども、其五箇年の工事——再改修なるものは木津川に及んで居りませぬ、然らば淀川の再改修に伴ふて、當然京都府が木津川の再改修を致すべきものでありますけれども、京都府一府の力は、到底此治水の完成を期する程に財源が裕でないのであります、現に明治四十四年の七箇年の繼續事業の際には、府會を通過せず、原案執行に依つて始めて之を行つたと云ふ有様で、到底木津川の改修を完成すると云ふことは、一府の力に依つて及ぶ所でないのであります、而して更に淀川の再改修と、木津川の現狀との狀態を調べて見ますると、大正六年の場合に於て、十七萬箇の水が淀川の本流に注入る際に、其上流の三栖堤防を破壞を致し、又木津川に架設してありましたる橋梁材は悉く遊流して、淀川本流方面に擁つて漂着して居つたやうな事實であります、更に同時に又下流に於ては、大坂府管下の大塚の堤防を破壞致して其破壞した所から田園に注入つて居りましたる土砂を調べて見ると、全部木津川の土砂であります、此事實から綜合して見ますると淀川の洪水なるものは、木津川十七萬箇以上の水が流れ來た場合に於て、其大原因を爲して居ると云ふことが明かであります、又現在の淀川の改修の狀態に於ては、上下同時に堤防を破壞するまでの力を具へて之を致さなければ、木津川の堤防は持つことが出來ない、他の堤防對岸の堤防を破壞してしまはなければ自己の堤防は維持することの出來ないと云ふ、明かなる證據になつて居ります、斯樣な狀態になつて居りますのと、更に莫大なる金額を投じて本年より五箇年の間に十七萬箇以上の水が出ましても、破壞することの虞の無いやうに完成なる堤防が淀川に出來ました場合には其の堤防を破壞する力が無いだけ、弱き木津川の堤防が破壞することは明かなる事實であります、再改修に伴ふて木津川の再改修を致して其の堤防を擴築するに非ざれば、淀川の堤防の力が強ければ強きだけ、木津川の堤防が破壞することは明かなる事實である、更に淀川の上流になつて居りまする一部分、紀伊郡と久世郡の管下に屬して居りまするところの淀川の左岸堤防なるものは、今回の擴築に依つて、立派な堤防にはなりましたけれども若し久世郡及綴喜郡に屬する木津川右岸の堤防が、同時に擴築せらるゝのでなければ其間に在りまする所の二千七百五十町歩の熟田は、到底淀川の再改修の擴築に依つて、安全なる地位を占むる事が出來ぬのであります、假令一部分半面の堤防か擴築をされましても、他の半面が此の儘でありましたならば、再改修擴築の目的と云ふものは達することが出來ぬ有様にあります、斯樣な現在の狀態になつて居るのであります、更に政府の治水策に就て取調べて見まするのに、四十議會に於いて本院の決議に依つて採擇せられたるところの其の請願は、木津川を以つて淀川の本流と看做して、擴築をして貰ひたいと云ふ要求でありましたけれども、當時の政府は木津川は明に支流であつて、本流でないと云ふ意味を以て、其目的を今尙ほ達せずに居るのであります、で帝國の治水策を調べて見ますると、其政府の意見も、必ずしも正しくないやうに存ぜられます、現に曩に改修しました所の福井縣下の九頭龍川の改修に伴うて支流の日野川の完成を致して居るのであります、又利根川の改修に伴うて、其支流の渡良瀨川の完成を致して居ると云ふ近き實例が在るのであります、斯の如き支流をも國費を以て完成を爲し、完全に治水政策を講じて居ると云ふ實例が在る以上は、而して又前來述べまする通り、此木津川は治水の價値から申しましても、又淀川改修の其根本の洪水量を流す所の源であると云ふ點から考へましても、又一府が企てた所の改修工事が、政府の調査した所の洪水量——誤れる洪水量を基礎にして改修をしたと云ふ實積から考へて見ましても、私共はどうしても此木津川なるものは政府が相當の設計を致して、淀川の改修と共に、必ず相當の治水策を實行致すべきものなりと確信致すのであります、近時吾々は食糧問題の囂しき聲を聞いて居ります、政府は又開墾助成法等を提出せられて、米穀の增收を切に希望して居らるゝのであります、政府も亦國民も食糧問題に對して斯の如く心配を致し、將來に向つて更に耕地の增大する事を希望して居る、此場合に就て熟田七千四百町歩のものが每年の水害に脅され、九萬五千の住民は恟々として農事の改良等にも思を及ぼす事が出來ませぬ狀態に在ります、新しき耕地の增大を要求するばかしが、食糧自給の適切なる第一義ではありませぬ、過去に於ける此耕地を十分に保全せしめて、沿道の住民に安心を與へ、彼等が欣んで安心して農村の振興なり、産業の發達なり、更に農事の改良なりに盡すやうに致してこそ、初めて食糧自給問題が解決し得られると信ずるのであります（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）此時此場合に於て、切に政府は此木津川治水の問題に考慮を拂はれて、是非四町二十六箇村沿岸九萬五千の住民が、安して其職業に就くことの出來るやうに計られんことを切望すると云ふのが、本案提出の理由であります、どうか御賛成を願ひます。

〔拍手する者あり〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ本案は議長指名九名の委員に付託することに決しました、日程第十五、濃越鐵道速成に關する建議案を議題と致します、西田鋭吉君。

第十五　濃越鐵道速成に關する建議案（西田鋭吉君外四名提出）（委員長報告）

〔西田鋭吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○西田鋭吉君　濃越鐵道速成に關する建議案の特別委員會に付託せられたる議案に就き、委員會を開くこと三回政府委員も出席を致しまして、此線路は山間の線路には珍しき工費の安い線路である、而して山間の線路には、洵に珍しき旅客貨物の多い線路であると云ふことで、建議案に同意の意思を表明したのであります、仍て委員會は滿場一致を以て本案を可決致しました、本會議に於ても、滿場一致御賛成あらんことを請ひます。

○岩崎勳君　本案は委員長報告通り可決せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長の報告に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ可決致しました、日程第十六、日肥鐵道建設に關する建議案を議題と致します、原田十衞君。

第十七　日肥鐵道建設に關する建議案（長峰與一君外三名提出）（委員長報告）

〔原田十衞君登壇〕

〔拍手起る〕

○原田十衞君　此建議案の委員會の經過及結果を御報告致します、此建議案の内容は建議案提出の際に詳細長峰代議士から演說になつて居りまするから、之を繰返しませぬが、是は宮崎縣妻と云ふ處から、熊本縣人吉と云ふ處に通ずる鐵道でありまして、其延長は約五十哩であります、此委員會を開くこと前後三回でありまして、政府委員も出席致しまして、段々質問を致しました所が、此線路は極めて有望な又必要な線路であると云ふことで、賛成の意を表せられました、隨ひまして委員會に於ては、滿場一致を以て可決致しました次第でございます、どうぞ本會議に於ても、滿場一致御賛成を下されたい。

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　委員長報告に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長報告の通り決しました日程第十七及第十八は同一委員に付託したる議案なるに依り、一括議題と爲すに御異議はありませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ一括議題と致します、日程第十七、織物業組合及葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案、第十八葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案、之を議題と致します、小林源藏君。

第十七　織物業組合及葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案（小林源藏君外十三名提出）（委員長報告）

第十八　葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案（高田耘平君外一名提出）（委員長報告）

〔小林源藏君登壇〕

〔拍手起る〕

○小林源藏君　織物業組合及葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案、葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案、右二案の委員會の經過並に結果を御報告申上げます、此二案に就きまして委員會を開く事前後五回、政府委員と十分に質問應答を致しまして、政府は此建議案の趣旨に基いて、成べく交付金を下付すべく本期議會に追加豫算を提出致したいと答辯を致したのであります、斯くして此兩案に對して討議を致しまして、結局織物業組合及葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案、即ち小林源藏外十三名の提出したる建議案は、稍々具體的でありますので高田耘平君が提出せられた所の葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案を倂合吸收致しまして、滿場一致を以て小林源藏外十三名の提出したる織物業組合及葉煙草耕作組合に交付金下付に關する建議案は、本院に於て可決すべきものと滿場一致を以て議決した次第であります、而して高田耘平君外一名の提出せられたる建議案が、旣に倂合吸收致しまして、一方が本院に於て可決すべきものと議決したる以上は、此高田耘平君外一名の提出せられたる建議案は、本院に於て議決を要せざるものと議決を致した次第であります、右御報告を致します。

〔拍手する者あり〕

○議長（大岡育造君）　日程第十七に就て先づ決を採ります。

○岩崎勳君　日程第十七は、委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　委員長報告の通り御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ委員長報告通り決しました、而して日程の第十八は第十七に含まれて、丁度既に可決したるものと同一かと思ひます、仍て是は別に決を採らないことに致したいと思ひます。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ別に決を採りませぬ――日程第十九乃至第四十九は請願特別報告なるを以て、例に依り一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ一括議題と致します、但日程第四十七の請願は、日程第十六日肥鐵道建設に關する建議案が既に可決になりましたから、其中に含まれて居るに依つて是は除きます――委員長佐々木文一君。

第十九　（特別報告第一號）大淀川修築速成の請願（委員長報告）

第二十　（特別報告第三號）軍人恩給法中改正の請願外四件（委員長報告）

第二十一　（特別報告第四號）新宮村に特設電話設置の請願（委員長報告）

第二十二　（特別報告第五號）生月村に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第二十三　（特別報告第七號）喜多方稅務署復舊の請願（委員長報告）

第二十四　（特別報告第八號）煙草及印紙元賣捌を町村に委託の請願外一件（委員長報告）

第二十五　（特別報告第九號）鹽價低減の請願（委員長報告）

第二十六　（特別報告第十號）町村長表彰規則制定の請願（委員長報告）

第二十七　（特別報告第十一號）時弊矯正に關する請願（委員長報告）

第二十八　（特別報告第十二號）狩獵法中改正の請願（委員長報告）

第二十九　（特別報告第十三號）和賀川河身改修工事の請願（委員長報告）

第三十　（特別報告第十六號）軍人恩給法中改正の請願外五件（委員長報告）

第三十一　（特別報告第十七號）插秧時期に兵士歸鄕に關する法規制定の請願（委員長報告）

第三十二　（特別報告第十八號）村山村三つ木に無集配郵便局設置の請願（委員長報告）

第三十三　（特別報告第十九號）砂村に無集配三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第三十四　（特別報告第二十號）新田郵便局に集配事務及電信事務開始並配達區域變更の請願（委員長報告）

第三十五　（特別報告第二十一號）上越鐵道敷設に關する請願（委員長報告）

第三十六　（特別報告第二十二號）元田島區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第三十七　（特別報告第二十三號）鹽川町に登記所新設の請願（委員長報告）

第三十八　（特別報告第二十四號）稻垣村に登記所設置の請願（委員長報告）

第三十九　（特別報告第二十五號）根知村に登記所新設の請願（委員長報告）

第四十　（特別報告第二十六號）手莊村に登記所新設の請願（委員長報告）

第四十一　（特別報告第二十七號）福野町に登記所新設の請願（委員長報告）

第四十二　（特別報告第二十九號）義務教育費國庫負擔法に依る下渡金增加の請願外一件（委員長報告）

第四十三　（特別報告第三十號）義務教育費國庫負擔金增加の請願（委員長報告）

第四十四　（特別報告第三十一號）[illegible]鐵道敷設の請願（委員長報告）

第四十五　（特別報告第三十三號）岐阜高山間鐵道敷設に關する請願（委員長報告）

第四十六　（特別報告第三十四號）冷水越鐵道速成に關する請願（委員長報告）

第四十七　（特別報告第三十五號）妻輕便線杉安迄延長の請願（委員長報告）

第四十八　（特別報告第三十六號）十六合村に停車場新設の請願（委員長報告）

第四十九　（特別報告第三十七號）酒田町より觀音寺村に至る輕便鐵道敷設速成の請願（委員長報告）

〔佐々木文一君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○佐々木文一君　請願委員會の議決の結果を御報告申上げます、特別報告第一號、大淀川修築速成の請願、請願人は宮崎縣宮崎町長加藤七五郎外三十六名、紹介議員は長峰與一君でございます、是は院議に付すべきものとして採擇に決しました、次は特別報告の第三號、軍人恩給法中改正の請願、廣島縣廣島市白島九軒町十七番地陸軍砲兵中佐北川繁次郎外十一名の呈出でございまして紹介議員は荒川五郎君でございます、是も採擇を致しまして院議に付すべきものと決定致しました、特別報告の第四號、新宮村に特設電話設置の請願、兵庫縣揖保郡新宮村新宮七百三十一番地菅野六太郎外十四名の呈出でございまして、紹介議員土井權大君であります、是も委員會に於きまして採擇と決しましてございます、次は特別報告の第五號、生月村に區裁判所出張所設置の請願、長崎縣北松浦郡生月村長高野小源治呈出、紹介議員中倉萬次郎君でございます、是れも採擇に決しました、次は特別報告の第七號、喜多方稅務署復舊の請願、福島縣耶麻郡喜多方町原平藏外二百四名呈出紹介議員八田宗吉君でございます、是れも採擇と決しました、次は特別報告の第八號、煙草及印紙元賣捌を町村に委託の請願、京都府加佐郡新舞鶴町

長五藤兵司外二十一名呈出、紹介議員神谷卓男君でございます、本件も採擇と委員會に於て決しましてございます、次は特別報告の第九號、賠償低減の請願、長野縣長野市西後町八十二番地北信醤油醸造同業組合組合長左治木清七呈出、紹介議員諏訪部庄左衞門君、本件も院議に付すべきものとして採擇に決しました、次は特別報告第十號、町村長表彰規則制定の請願、大阪府東成郡鯰江町大字今福寛半兵衞呈出、紹介議員戸水寬人君でございます、本件も採擇に決し院議に付すべきものと致しました、特別報告第十一號、時弊矯正に關する請願、東京府東京市麻布區材木町岩田德義呈出、紹介議員佐々木文一でございます、本件も採擇と決しましてございます、次に特別報告第十二號、狩獵法中改正の請願、福島縣南會津郡伊北村長長谷川太市外八十一名呈出、紹介議員八田宗吉君でございます、本件も採擇と決しましてございます、特別報告第十三號、和賀川河身改修工事の請願、岩手縣和賀郡黒澤尻村大字町分芳野喜八外六十五名呈出、紹介議員高橋嘉太郎君外一名本件も採擇と決しましてございます、次は特別報告第十六號、軍人恩給法中改正の請願、三重縣四日市市南町豫備陸軍歩兵大尉渡邊馬吉呈出、紹介議員井島茂作君でございます、本件も採擇と決しましてございます、特別報告第十七號、播秋時期に兵士歸郷に關する法規制定の請願、福岡縣京都郡沖津村簡井省吾外九名呈出、紹介議員佐々木正藏君一名でございます、本件も採擇と決しましてございます、次は特別報告第十八號、村山村三つ木に無集配郵便局設置の請願であります、請願人は東京府北多摩郡村山村比留間安右衞門であります、紹介議員は高木正年君でございます、本件も採擇と決しましてございます、次は特別報告第十九號、砂村に無集配三等郵便局設置の請願であります、請願人は東京府南葛飾郡砂村梗木市五郎の呈出でありまして紹介議員は高木正年君であります、本件も採擇と決しましてございます、次は特別報告第二十號、新田郵便局に集配事務及電信事務開始並配達區域變更の請願、是れは京都府久世郡大久保村長加藤常七外三名の呈出でありまして、紹介議員は長田桃藏君であります、本件も採擇と決しましてございます、次は特別報告第二十一號、上越鐵道敷設に關する請願、是れは新潟縣魚沼郡十日町町長本田喜市外五十八名の呈出、紹介議員は高島順作君外一名であります、本件も採擇と決しましてございます、次は特別報告第二十二號の元田島區裁判所復舊の請願、福島縣南會津郡田島町長湯田千代作外十三名の呈出、紹介議員は八田宗吉君であります、本件も採擇と決しましてございます、特別報告第二十三號、鹽川町に登記所新設の請願、福島縣耶麻郡鹽川町外一箇村組合町村長北村晉一郎外五名の提出でありまして、紹介議員は八田宗吉君であります、本件も採擇と決しましてございます、次は特別報告第二十四號、稻垣村に登記所設置の請願、青森縣西津輕郡稻垣村長藤田藤左衞門の呈出、紹介議員は菊池良一君であります、本件も採擇と決しました、次は特別報告第二十五號、根知村に登記所新設の請願、新潟縣西頸城郡根知村大字上野齋藤勇次郎外三十三名の呈出、紹介議員は高島順作君であります、本件も採擇と決しましてございます、次は特別報告第二十六號、手莊村に登記所新設の請願、岡山縣川上郡手莊村長赤松佳衞外三名の呈出でありまして、紹介議員は西村丹治郎君であります、本件も採擇と決しました、次は特別報告第二十七號、福野町に登記所新設の請願、富山縣東礪波郡福野町長傍田彌三郎外三名の呈出でありまして、紹介議員は上埜安太郎君外一名であります、本件も採擇と決しました、次は特別報告第二十九號、義務教育費國庫負擔法に依る下渡金增加の請願、福井縣敦賀郡粟野村長上原松次郎の請願に係るものでありまして、紹介議員は横井藤四郎君であります、尙ほ一件、同樣の請願にして岡山縣後月郡西江村長片山鼎三、紹介議員は西村丹治郎君、此二件は共に採擇と決しましてございます、次は特別報告第三十號、義務教育費國庫負擔金增加の請願、福島縣田村郡三春町長代理助役田中高麗外三十名の呈出、紹介議員は石射文五郎君であります、本件も採擇と決しました特別報告第三十一號、飛越鐵道敷設の請願、富山縣射水郡新湊町長宮林立作外十名の呈出紹介議員は上埜安太郎君外三名であります、本件も採擇と決しました次は特別報告第三十三號、岐阜高山間鐵道敷設に關する請願、岐阜縣加茂郡西白川村長加藤浩外十一名の呈出でありまして、紹介議員は佐々木文一君であります、本件も採擇に決しました、次は特別報告第三十四號、冷水越鐵道速成に關する請願、福岡縣嘉穗郡飯塚町長藤森善平外十九名の呈出でありまして紹介議員は山内範造君外一名であります、本件も採擇に決しました、次に第三十五號は不用に屬しまして、特別報告第三十六號、十六合村に停車場新設の請願山形縣東田川郡十六合村長小松重房外五名の呈出でありまして、紹介議員は伊東知也君であります本件も採擇と決しました、次は特別報告第三十七號酒田町より觀音寺村に至る輕便鐵道敷設速成の請願山形縣飽海郡日向村長池田嘉惣治外二十四名の呈出紹介議員は伊東知也君であります、本件も同樣採擇に決しました、以上御報告致します。

特別報告第一號

意見書

請願文書表第六八號

大淀川修築速成の請願　宮崎縣宮崎郡宮崎町長加藤七五郎外三十六名呈出（紹介議員長峰與一君）

右請願の要旨は大淀川は源を大隅に發し流程二十三里河口に赤江港を控へ宮崎縣下の亘川なるも上流河岸の崩壞甚しく土砂河口に堆積し爲めに沿川地方の被害は固より赤江港の價値を減殺すること尠しとせす然るに政府は曩に第一期河川たりし同川を第二期河川に繰下けたるは實に遺憾とする所なり依て前記大淀川の改修を速成せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三號

意見書

請願文書表第一八號

軍人恩給法中改正の請願　廣島縣廣島市白島九軒町十七番地陸軍砲兵中佐北川籌次郎外十一名呈出（紹介議員荒川五郎君）

同　第六一號

同上　愛媛縣松山市新玉町一丁目七十番地陸軍輜重兵大佐喜多山淡二郎外五名呈出（紹介議員尾崎敬義君）

同　第六二號

同上　巖手縣盛岡市仁王第四地割字大澤川原小路百二十四番地の一後備役陸軍歩兵少佐佐藤伍作外二名呈出（紹介議員工藤吉次君外一名）

同　第六三號

軍人恩給法中改正の請願　東京府豐多摩郡中野町大字中野三千三百四十二番地平民後備役陸軍工兵中佐櫻井明規外一名呈出（紹介議員高木正年君外二名）

同　第九六號

同上　大阪府豐能郡池田町千三百三十二番地の二十一無業後備役陸軍三等主計正山路多喜治外四名呈出（紹介議員田中萬逸君）

右請願の要旨は軍人恩給法は數次の改正に依り殆と公平に恩給を給與せらるゝに至りしと雖未た尙明治二十三年三月勅令第二十四號但書に依り現官等に相應する恩給を給與せられさるものあり名譽進級の場合是なり蓋名譽進級なるものは多年軍務に從事し且戰役に於て功勞ある者か現役を退く場合に官等を進むるものなれは國家に貢獻したる點に至りては彼是の差あるへきものにあらす然るに上記の場合に限り低き前官等に應する恩給を給與するは不公平にして恩給法改正の精神に適合せさるものと信す依て名譽進級の場合に於ても現官等相當の恩給を給與せらるゝ樣恩給法を改正せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四號

意見書

請願文書表第七〇號

新宮村に特設電話設置の請願　兵庫縣揖保郡新宮村新宮七百三十一番地平民農菅野六太郎外十四名呈出（紹介議員土井權大君）

右請願の要旨は兵庫縣揖保郡新宮村は從來僻遠の地なりしと雖山陽線綱手驛より電車開通したる爲今や其の北方に於ける宍粟及佐用二郡の交通及物産集合の要地と化せり然るに郵便及電信の取扱所のみありて未た特設電話の架設なきを以て不便甚し依て其の費用の如きは有志に於て相當寄附すへきを以て特設電話を新設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第五號

意見書

請願文書表第七八號

牛月村に區裁判所出張所設置の請願　長崎縣北松浦郡牛月村長高野小源治呈出（紹介議員中倉萬次郎君）

右請願の要旨は長崎縣北松浦郡牛月村は北西南の三方は支那海に面し東西一里南北三里戸數千三百民有地積千三百餘町歩を有する大村にして近時耕地の整理水産業の發展に伴ひ登記件數益增加し來れるも所轄平戸區裁判所所在地たる平戸港に至るには海路數里航通困難を極む殊に多期航海の杜絶すること屢にして登記事務を辨するに於て村民の不利不便尠からす加之該村は舊登記法實施當時戸長役場内に二箇年間牛月登記所を設置せられたるの歴史あり依て前記牛月村に區裁判所出張所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第七號

意見書

請願文書表第一二二號

喜多方税務署復舊の請願　福島縣耶麻郡喜多方町六千三百四十六番地平民農原平藏外二百四名呈出（紹介議員八田宗吉君）

右請願の要旨は福島縣下喜多方税務署は去る明治四十二年十月若松税務署に併合せらる從來舊喜多方税務署は耶麻郡一圓を以て其の管轄とし面積八十五方里餘、町村數三町三十三箇村戸數一萬二千百七十八、人口八萬九千九百六十六人を包有し國税四十三萬圓の巨額に達し農商工業の殷盛なることを縣下第一たり特に若松と喜多方との距離十哩餘ありて中間に河沼郡を介在し地理上よりするも舊喜多方税務署の管轄地を若松税務署管轄下に屬せしむるは不合理なるを以て舊喜多方税務署を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第八號

意見書

請願文書第一三八號

煙草及印紙元賣捌を町村に委託の請願　京都府加佐郡新舞鶴町長五藤兵司外二十一名呈出（紹介議員神谷卓男君）

同　第四八九號

煙草及印紙類賣捌指定法制定の請願　京都府加佐郡河守上村長佐藤留太郎外二十六名呈出（紹介議員長田桃藏君）

右請願の要旨は地方自治體の發達を望まむとせは先つ財政の安固を圖らさるへからす現時町村の經濟は頗る困難にして必要なる施設經營も之を爲す能はさるの狀態に在り元來煙草元請及印紙類の賣捌所の指定は需用供給上何等支障なきは固よりなるも之を全國各町村に依托し其の收益を以て町村の財源に充てしめなは其の確實なる點に於て又一面町村民の負擔を輕減し餘力は以て基本財產と爲し自治の發達を來すに於いて至大の實益あるを見るに至るへし依て煙草及印紙の賣捌を全國各町村に委托するの規程を設け其の收益を以て町村の財源に充てしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第九號

意見書

請願文書表第一三四號

鹽價低減の請願　長野縣長野市西後町八十二番地北信醬油釀造同業組合組合長左治木清七呈出（紹介議員諏訪部庄左衞門君）

右請願の要旨は鹽は一般國民生活上の必需品にして而も工業其の他各種の原料として用ひらるゝものなるに拘らす其の原料不足にして供給潤澤ならす隨て價格も亦廉ならす依て之を潤澤にし且價格を低減して民生安固の途を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十號

意見書

請願文書表第六〇號

町村長表彰規則制定の請願　大阪府東成郡鯰江町大字今福百九十九番屋敷平民農筧半兵衞呈出（紹介議員戸水寛人君）

右請願の要旨は町村長に適任者を得ると否とは國家の事務上並地方の改良自治の發展上重大の關係あるものとす而して町村長の職務は比較的錯雜にして且其の責任の重きものあるに拘らす其の待遇甚た冷薄なるか爲町村長として信用すへく且適任者なりと認めらるゝ者は其の就任を避け若は就任するも事務に熟達せさるに先ち其の職を去るに至る斯の如きは啻に地方の改良自治發展の實を擧くる能はさるのみならす政府として町村を監督する勞費は何れの時に免れ得へきや憂慮に堪へす依て町村長表彰に關し一目瞭然たる一定の規則を設けられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十一號

意見書

請願文書表第一二六號

時弊矯正に關する請願　東京府東京市麻布區材木町六十七番地岩田德義呈出（紹介議員佐々木文一君）

右請願の要旨は我か國建國以來三千有餘年國民特有の士氣は將に變動せさる事なきやを恐る茲に於てか内務文部の兩省に待つこと甚た多し則ち（一）社會政策上世道人心に有益なる諸團隊に對し相當の補助を與ふること（二）教育勅語をして學校以外に普及せしむへき方法を講すること（三）精神教育に重きを置くと同時に科學の發展を期せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十三號

意見書

請願文書表第四三九號

狩獵法中改正の請願　福島縣南會津郡伊北村長長谷川太市外八十一名呈出（紹介議員八田宗吉君）

右請願の要旨は現行狩獵法第十三條に依れば「免狀ノ有効期限ハ十月十五日ヨリ翌年四月十五日」とあるも福島縣下南會津郡地方は毎年四五月頃に於て熊獵を唯一の副業と爲す慣習あり故に右狩獵期間に例外規定を設け「地方ノ狀況ニ依リ一箇月間期間ヲ延長スルカ又ハ十一月十五日ヨリ翌年五月十五日迄」とするの趣旨に依り狩獵法を改正せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十三號

意見書

請願文書表第五八號

和賀川河身改修工事の請願　岩手縣和賀郡黑澤尻町大字町分百十三番戸商芳野喜八外六十五名呈出（紹介議員高橋嘉太郎君外一名）

右請願の要旨は和賀川は岩手縣下有數の巨川にして沿岸水田千八百五十町歩の灌漑用水たり然るに上流地帶は鑛山多くして鑛毒を流出する爲其の水質を變し農作物を害すること尠少ならさるのみならす是等鑛山に於ては森林を伐採し以つて雨水の保留力を減殺し砂礫泥土漸次流下して河床を高め洪水の原因を益助長す故に大雨あれは輙ち毒水氾濫し農作物を侵害し耕地を荒廢せしむること往々之あり而も上流に於ける鑛業發展すれは從て下流農村の被害區域益擴大するに至る之を以て國庫及縣費の補助を得て既往十年間其の復舊工事を施したりと雖是等部分的防止工事は能く其の目的を達し得へきに非す隨て修補すれは隨て破壞し被害の程度逐年增大するに至る是れ該地方町村民の忍ふ能はさる所とす依て前記和賀川を河川法に依る河川に編入し兩岸に大堤防を築き河床を浚ひ河身を矯め以て根本的改修工事を完成せられたしと請ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十六號

意見書

請願文書表第一四四號

軍人恩給法中改正の請願　三重縣四日市市南町六百十二番地豫備陸軍步兵大尉渡邊馬吉呈出（紹介議員井島茂作君）

同　第四四七號

同上　神奈川縣横濱市根岸町字立野三千八百九十四番地士族會社員島村保四郎外一名呈出（紹介議員高木正年君外一名）

同　第四六五號

同上　福岡縣福岡市大字藥院二百七十一番地陸軍軍醫監武谷水城外十三名呈出（紹介議員赤間嘉之吉君外一名）

同　第四六六號

軍人恩給法中改正の請願　宮城縣仙臺市新小路十五番地平民無職後備陸軍歩兵少佐鎌田之外三十名呈出（紹介議員岩崎總十郎君外六名）

請願文書表第四七〇號

同上　滋賀縣犬上郡彦根町大字尾末五番屋敷無職退役陸軍歩兵中佐河北祐充呈出（紹介議員吉田羊治郎君）

同　第四七六號

同上　靜岡縣沼津町大字松下七反田九百十二番の一無職陸軍歩兵少佐山田重郎外一名呈出（紹介議員工藤卓爾君）

右請願の要旨は軍人恩給法は數次の改正に依り殆と公平に恩給を給與せらるるに至りしと雖未た尙明治二十三年三月勅令第二十四號但書に依り現官等に相當する恩給を給與せられさるものあり名譽進級の場合是なり蓋名譽進級なるものは多年軍務に從事し且戰役に於て功勞ある者か現役を退く場合に官等を進むるものなれは國家に貢獻したる點に到りては彼是の差あるへきものに非す然るに上記の場合に限り低き前官等に應する恩給を給與する如きは不公平にして秩序を亂すものなりと信す依て名譽進級の場合に於ても現官等相當の恩給を給與せらるる樣恩給法を改正せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十七號

意見書

請願文書表第四九一號

挿秧時期に兵士歸郷に關する法規制定の請願

福岡縣京都郡仲津村大字松原二百二十三番地の二平民農筒井省吾外九名呈出（紹介議員佐々木正藏君外一名）

右請願の要旨は富國強兵の要は農村の繁榮に俟つ所多し故に國を富まし兵を強ふする方法として農村出身の兵士をして挿秧時期に一週間若は十日間を限り一時的に歸農せしむる法規を制定せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十八號

意見書

請願文書表第五七號

村山村三つ木に無集配郵便局設置の請願　東京府北多摩郡村山村三つ木六百三十番地比留間安右衞門呈出（紹介議員高木正年君）

右請願の要旨は東京府北多摩郡村山村は農蠶工業盛にして附近村落亦孰も人口二千人以上を有し幾多の重要物產を生するに拘らす該地方は通信機關を缺き關係村民の不便不利尠からす依て前記村山村三つ木に無集配郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十九號

意見書

請願文書表第一二七號

砂村に無集配三等郵便局設置の請願　東京府南葛飾郡砂村大字八郎右衞門新田四十丁平民農榎本市五郎呈出（紹介議員高木正年君）

右請願の要旨は東京府南葛飾郡砂村は府下南葛飾郡に於ける工業地の最たるものにして其の工場の設置せらるるもの枚擧に遑あらす隨て其の住民の增加すること亦他町村の比に非す然るに隣接郵便局との距離遠きのみならす通路甚不便にして住民の不利大なるものあり依て前記砂村永代新田蒟蒻橋附近に無集配三等郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十號

意見書

請願文書表第四八八號

新田郵便局集配事務及電信事務開始並配達區域變更の請願　京都府久世郡大久保村長加藤常七外三名呈出（紹介議員長田桃藏君）

右請願の要旨は京都府久世郡新田村は郡の中央に位し關西線新田停車場所在地なるのみならす製茶其他農產物の產出夥しく從て通信機關の敏活を感すること極めて急なるを以て新田無集配郵便局をして大久保、小倉、佐山、久津川の四箇村を配達區域と爲す集配郵便局と爲し更に電信事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十一號

意見書

請願文書表第七九號

上越鐵道敷設に關する請願　新潟縣中魚沼郡十日町町長本田喜市外五十八名呈出（紹介議員高島順作君外一名）

右請願の要旨は群馬縣高崎市より新潟縣長岡市に達する上越鐵道線路中新潟縣に入り直に南魚沼郡の溪谷を通過する線を採らすして關係地域廣大なる南魚沼郡土樽村より淸津川沿岸を經て中魚沼郡田澤村に至り十日町を經過して北魚沼郡川口村に達する線路を採用せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十二號

意見書

請願文書表第六九號

元田島區裁判所復舊の請願　福島縣南會津郡田島町長湯田千代作外十三名呈出（紹介議員八田宗吉君）

右請願の要旨は福島縣下元田島區裁判所は大正二年廢止せられ舊管區たりし南會津郡より所轄若松區裁判所に至るには遠きは三十二里を算し加ふるに交通の便を缺くを以て地方民の困難一方ならす依て前記元田島區裁判所を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十三號

意見書

請願文書表第一二一號

鹽川町に登記所新設の請願　福島縣耶麻郡鹽川町外一箇村組合町村長北村晋一郎外五名呈出（紹介議員八田宗吉君）

同　第四三八號

同上　福島縣耶麻郡駒形村長芳賀平吉外五名呈出（紹介議員八田宗吉君）

右請願の要旨は福島縣耶麻郡鹽川町姥堂村駒形村堂島村熊倉村磐梯村及河沼郡笈川村堂島村勝常村は孰も所轄登記所に至るに距離一里乃至四里餘を有し住民の不利不便尠からす然るに鹽川町は耶麻郡の南端に位し前記各村よりの道程頗る近きのみならす交通亦至便なるを以て前記各町村を管轄する登記所を鹽川町に設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五號に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十四號

意見書

請願文書表第四五六號

稻垣村に登記所設置の請願　青森縣西津輕郡稻垣村長藤田藤左衞門呈出（紹介議員菊池良一君）

右請願の要旨は青森縣西津輕郡稻垣村民の一箇年の登記事件數は一千に達し同郡出精村の內大字出野里、善積、兼館に屬するもの七百に達せむとするに拘らす所轄登記所に至るには各三里餘の距離あり加ふるに途中山田川に隔てられ交通の不便甚しきを以て村民の不利大なるものあり依て速に前記稻垣村に同村及出精村の內大字出野里、善積、兼館の三部落を管轄區域とする區裁判所出張所を設置せられたく而して之か實施の場合には廳舍に充つへき建物及敷地の寄附を許されたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別

冊及御送付候也

特別報告第二十五號

意見書

請願文書表第四七二號

根知村に登記所新設の請願　新潟縣西頸城郡根知村大字上野十三番戸齋藤勇治郎外三十三名呈出（紹介議員高島順作君）

右請願の要旨は新潟縣西頸城郡根知村及同郡小瀧村の二箇村に於ける不動産異動登記件數は年々增加す然るに所轄糸魚川出張所に至るには根知村より三里三十四町小瀧村より四里十二町の距離あるのみならす此の道途は縣下第一の急流たる姫川に沿ひ一朝急雨來れは道路破壞し且冬季積雪の際には交通杜絶することありて簡單なる一事件を處理するに二日を要するか如き狀態にありて關係住民の困難不便尠からす依て前記根知村大字根小屋に登記所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十六號

意見書

請願文書表第四七四號

手莊村に登記所新設の請願　岡山縣川上郡手莊村長赤松佳衛外三名呈出（紹介議員西村丹治郎君）

右請願の要旨は岡山縣川上村、手莊村、大賀村、日里村の四箇村は從來高梁區裁判所成羽出張所の管轄に屬せりと雖斯ては其の距離遠隔且交通不便にして剩へ登記事件は近年劇增し現今の狀態にては到底關係村民の要求を充たす能はさるを以て前記地方を一區域として管轄する登記所を其の中央なる手莊村大字地頭に新設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十七號

意見書

請願文書表第四七七號

福野町に登記所新設の請願　富山縣東礪波郡福野町長傍田彌三郎外三名呈出（紹介議員上埜安太郎君外一名）

右請願の要旨は富山縣東礪波郡神野町は東西礪波兩郡の中央に位し戸數六百四十四戸人口三千六百八十有餘に達する絹織物地にして近年益其の物資の增加を來し從て多數の會社、銀行等設立せられ交通機關は中越線の外に礪波線は福野町を中心點として青島村より石動町に達する豫定線は大正八年度より起工せられ又產業、金融、交通等各種の事業に密接緊要のものあるを以て神野町外九箇町村を管轄する登記所を前記福野町に新設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十九號

意見書

請願文書表第一二八號

義務教育費國庫負擔法に依る下渡金增加の請願　福井縣敦賀郡粟野村長上原松次郎呈出（紹介議員横井藤四郎君）

同　第一三六號

義務教育費國庫負擔法に依る下附金增加の請願　岡山縣後月郡西江原村長片山鼎三呈出（紹介議員西村丹治郎君）

右請願の要旨は義務教育の普及と人口增加とは町村到る處校舍狹隘を告け教具校器の改善を要するもの日に益多きを加へ市町村は其歳計の半以上を義務教育費に投するを常とせり然るに本年度に於て市町村義務教育費國庫負擔法に依り國庫より下渡されたるものは小學校教員俸給の改正に因る增俸給額に充つるさへ尚不足するもの尠からす依て來年度に於ては國庫負擔金を二千萬圓增加し義務教育の改善振興を策せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十號

意見書

請願文書表第四九二號

義務教育費國庫負擔金增加の請願　福島縣田村郡三春町長代理助役田中高麗外三十名呈出（紹介議員石射文五郎君）

右請願の要旨は健全なる普通教育の發達を期せむには小學校教員たる其の人に有爲適材の人物を求めさるへからす之を求むるには其の優遇方法を講せさるへからす然るに現在福島縣下に於ける教員の俸給額は大正七年三月法律第十八號に依る義務教育費國庫負擔法に依り幾分の增額を得たるも未た他官公吏の待遇に比較し均等なる能はす爲に適材有爲の者は他職に轉するに至る是れ普通教育上寒心すへきことに屬す依て義務教育費國庫負擔金額を增加して義務教育の完成を期せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十一號

意見書

請願文書表第一〇八號

飛越鐵道敷設の請願　富山縣射水郡新湊町長宮林立作外十名呈出（紹介議員上埜安太郎君外三名）

右請願の要旨は富山縣下伏木港は裏日本海に於ける唯一の完備せる開港場にして貨客の集散夥しきに拘らす陸上運輸機關は唯僅に私線中越鐵道を有するに過きす是れ同港の利用に依る地方經濟の發展を期する上に於て將亦國防上より見て遺憾に堪へす依て速に臨港線たる伏木港右岸の新湊町を終點として小杉驛又は富山驛に連絡する飛越鐵道を速成せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十三號

意見書

請願文書表第一二五號

岐阜高山間鐵道敷設に關する請願　岐阜縣加茂郡西白川村長加藤浩外十一名呈出（紹介議員佐々木文一君）

右請願の要旨は大正七年度より向ふ十一箇年間に竣工の豫定にて着手せらるへき岐阜、高山間鐵道線路は其の豫定線たる加茂郡下麻生町より武儀郡神淵村及同郡菅田町を經て益田郡下原村に入り同郡下呂村を通過すへき豫定線を加茂郡下麻生町より飛騨川に沿ひ加茂郡東部を經て武儀郡[illegible]の東村金山町より惠那郡加子母村を貫通して高山に達することに變更し以て山間僻陬の地域を開拓せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十四號

意見書

請願文書表第一四〇號

冷水越鐵道速成に關する請願　福岡縣嘉穗郡飯塚町長藤森善平外十九名呈出（紹介議員山内範造君外一名）

右請願の要旨は福岡縣下原田驛より冷水峠を經て長尾驛に通する豫定線を既定線たる同縣折尾驛より直方飯塚を經て長尾驛に通することに變更せむことを請ふに在り斯の如くするときは原田長尾間は僅に十一哩にして達し其の差二十六哩乃至五十二哩を短縮することとなるのみならす本線の速成は筑豐炭坑其の他の鑛業上並軍事上多大の便益ありと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十五號

意見書

請願文書表第四三六號

妻輕便線杉安迄延長の請願　宮崎縣宮崎郡宮崎町長加藤七五郎外三十四名呈出（紹介議員長峰與一君）

右請願の要旨は杉安は妻輕便線終點を距る僅か三哩餘にして妻輕便線に於ける樞要の地點なり故に之を杉安に延長するに非されは本線の本能を發揮する能はす依て妻輕便線を杉安まで延長せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十六號

意見書

請願文書表第四五九號

十六合村に停車場新設の請願　山形縣東田川郡十六合村長小松重房外五名提出（紹介議員伊東知也君）

右請願の要旨は山形縣東田川郡十六合村は其の附近に數箇村落散在聯續し同地方より酒田港に通する要衝にして貨物の集散地たり然るに既設の余目及藤島停車場に至るには二哩餘あるのみならす同所は貨物の集散上交通甚不便にして不利尠からす依て前記十六合村内に新に停車場を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十七號

意見書

請願文書表第四八一號

酒田町より觀音寺村に至る輕便鐵道敷設速成の請願　山形縣飽海郡日向村長池田嘉惣治外二十四名呈出（紹介議員伊東知也君）

右請願の要旨は山形縣飽海郡は著名なる米產地として又林鑛產豊富にして同郡中部の山脈は無盡の寶庫なるのみならす近年化學工業を企畫し木材、薪炭、銅鐵、石油等の事業益勃興しつつあるを以て交通機關の速成を要求すること頗る急なり如斯該地方は郡內唯一の生產力を有する土地なるに拘らす一の交通機關なく產業の發展上不便不利尠からさるに依り速に酒田町を起點として觀音寺村に至る輕便鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

○岩崎勳君　日程第四十七を除き、日程第十九乃至第四十九に至る請願は、全部一括して委員長報告の通り採擇せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　委員長報告の通り御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ全部委員長報告の通り可決致しました、本日は是にて散會。

午後二時五十七分散會

○大正八年二月二十五日（火曜日）

午後一時十五分開議

議事日程　第十六號

質　問

一　國民思想問題に關する質問（伊東知也君提出）

二　公娼制度の存廢に關する再質問（横山勝太郎君提出）

三　青年指導に關する質問（田中萬逸君提出）

四　國民思想の善導に關する質問（田中善立君提出）

五　食糧政策に關する質問（小橋藻三衞君提出）

六　外交問題に關する質問（押川方義君提出）

七　師範敎育振興に關する質問（高松正道君外一名提出）

八　吉野川改修工事に關する質問（高島兵吉君提出）

第一　道路法案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第二　大正六年法律第六號中改正法律案（政府提出）第一讀會の續（委員長報告）

第三　時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第四　高等諸學校創設及擴張費支辦に關する法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第五　東方調査局設置に關する建議案（伊東知也君提出）（委員長報告）

第六　朝鮮平元鐵道急設に關する建議案（牧山耕藏君外五名提出）（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一去る二十二日議員より提出せられたる議案左の如し

農工銀行法中改正法律案

提出者　天春　文衞君　榊田清兵衞君
秋本　喜七君　原田佐之治君
恒松　隆慶君　齋藤　安雄君
上野松次郎君　今村　七平君
石川　又八君　西　英太郎君
尾崎運兵衞君　長尾元太郎君
小林嘉平治君　護得久朝惟君
今村　勤三君　高戸　郁三君
小鹽八郎右衞門君　石原正太郎君

松本鐵道建設に關する建議案

提出者　高島　順作君　丸山豊治郎君
丸山嵯峨一郎君　田邊　熊一君
漆　昌　巖君　百瀨　淸治君

農務省新設に關する建議案

提出者　中倉萬次郎君　天春　文衞君
武藤　金吉君　上埜安太郎君
井原　百介君　齋藤宇一郎君
川崎安之助君　西村丹治郎君
土井　權大君　堀尾　茂助君
小鹽八郎右衞門君

農工銀行補助法第七條實施に關する建議案

提出者　中倉萬次郎君　天春　文衞君
武藤　金吉君　上埜安太郎君
井原　百介君　齋藤宇一郎君
川崎安之助君　西村丹治郎君
土井　權大君　堀尾　茂助君
小鹽八郎右衞門君

水產銀行設立に關する建議案

提出者　鵜澤　宇八君　唐端淸太郎君
佐々木平次郎君

一今二十五日議員より提出せられたる議案左の如し

地租條例中改正法律案

提出者　田中　隆三君　中倉萬次郎君
小山　温君

耕地整理法中改正法律案

提出者　田中　隆三君　中倉萬次郎君
小山　温君

延松鐵道速成に關する建議案

提出者　長峰　與一君　井島　義雄君
陣　軍　吉君　原田　十衞君

能代、五所川原間鐵道建設に關する建議案

提出者　工藤　卓爾君　高橋　本吉君
鳴海文四郎君　池田　龜治君

一今二十五日政府より提出せられたる議案左の如し

衆議院議員選擧法中改正法律案

執達吏規則中改正法律案

執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案

大正五年度歲入歲出總決算

大正五年度各特別會計歲入歲出決算

大正五年度歲入歲出決算檢査報告

一去二十二日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

移民政策に關する質問主意書

提出者　土　井　權　大君

東京市青山墓地移轉問題の件並墓地及埋葬取締規則第二條に關する質問主意書

提出者　齋　藤　紀　一君

一政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員伊東知也君提出滿洲に於ける土地商租に關する質問に對する答辯書

衆議院議員高田耘平君提出小學校敎員に給する臨時手當に關する質問に對する答辯書

衆議院議員森本是一郎君提出林原制限地開墾に關する質問に對する答辯書

衆議院議員兒玉右二君提出歲費增額に關する質問に對する答辯書

衆議院議員伊東知也君提出國民思想問題に關する質問に對する答辯書

衆議院議員田中萬逸君提出靑年指導に關する質問に對する答辯書

衆議院議員田中善立君提出國民思想の善導に關する質問に對する答辯書

衆議院議員高松正道君外一名提出師範敎育振興に關する質問に對する答辯書

大正八年二月十三日

內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員伊東知也君提出滿洲に於ける土地商租に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員伊東知也君提出滿洲に於ける土地商租に關する質問に對する答辯書

一商租なる語は大正四年五月二十五日の南滿洲及東部內蒙古に關する日支條約に於て始めて使用せられたるものなる處支那側にては商租を以て單純なる賃借權と解釋し居れるものもあるか如く現に後記の支那側制定商租規則は此解釋を基礎として制定せられたるやに察せらる然れとも商租中三十年以內の期限を附し且無條件にて幾度も更新し得る永年の租借迄を含むは滿蒙に關する日支條約附屬公文の明記する所にして普通

の賃借權よりも範圍廣汎なるは疑を容れす事實問題としては短期の租借に付ては別に問題なきも永年の租借に付ては支那側に於ては右無條件更新の意義を無視し更新毎に一々地主の同意を必要條件とするか如く誤解するものありと雖其の主張の根據なきこと明瞭なり

二滿洲に於ける土地商租權は大正四年五月二十五日の南滿洲及東部內蒙古に關する日支條約第二條及同條約附屬公文の規定する所にして別に之に關する附帶細則を設くるか如き約定を取結ひたることなし然るに同條約成立後支那政府は商租の細則とも云ふへき商租地畝須知なるものを制定し之を南滿各地の地方官に內達したる模樣なりしか間もなく奉天支那官憲より非公式に在奉天日本總領事に對し該規則を提示し日本官憲と協議決定の上實施すへき旨外交部より訓令ありたる趣を以て右協議を求め來れり政府は便宜の問題として支那官憲の希望に應し適當の規則を制定することは差支なしと認め帝國總領事をして兎も角非公式に之を受理せしめ篤と調査の上何分の挨拶をなすへき旨一應答へしめ置きたり仍て同規則を研究するに啻に規則其のものか內容形式共に完備せさるのみならす日支條約所定の商租に關する根本觀念と牴觸し條約の本旨に戾れる事項尠からす殊に滿洲に於ける土地制度及土地に關する舊慣の複雜不統一なるに顧み且商租規則は本邦人の權利關係乃至事業の發展上重大の影響あるを以て愼重調査の要あるを認め一面在滿各領事に命し實地に就き詳細調査せしむると共に外務省に於ても各方面より係官を設け篤と審査せしめたる上大正六年の奉天に於ける領事會議に付し其議決案に對し更に本省に於て審査を加へ一面拓殖局とも協議を重ね漸く成案を得るに至り遠からす他の滿蒙條約に關する規則と共に支那側との間に交涉に着手の運と成り居り尤も右商租規則の制定の有無に係はらす本邦人か南滿東蒙條約の規定上當然商租契約を締結し得ることは勿論にして支那官憲中帝國と協議中の規則を往々恣に勵行せむとする向あるに當りては隨時帝國官憲より支那官憲の反省を求むる措置を講し居れり

三滿洲に於て商租權の設定を得たるもの現在に於て三萬餘町歩金額約三百萬圓に上れるも實際其土地を利用せるものは多くは撫順鞍山站地方の鐵道附屬地附近若は商埠地附近に於ける住宅地等の小區域に限られ所謂農耕地に付ては不幸にして圓滿なる利用をなせるもの多からさるは政府に於ても亦た甚た遺憾とする所なり元來南滿洲に於ける土地は前淸皇室の私產及王公府の旗產尠からす此等は通常世襲的小作人附隷し地主の增租奪佃を許さす甚しきに至ては全然小作料を納付する事なく事實小作人に於て土地所有權を有するか如きものすらあり共和政府の樹立を見るに至り淸室優待條例を發布せるも右の慣行は全く之を破棄する能はすして地主小作人間には今尙紛紜絕えす從て此等地主は日支新條約の成立を機とし殆んと空權に近き土地の權利を舊慣に通せさる本邦人に讓渡して小作人との紛紜を避けむとし又本邦人は商租權か僅少の商租料を以て獲得し得へきものと速斷したるか爲當時一時に多數の商租契約成立を見るに至りたる事あるも元來此等の土地に付ては小作人の權利は平均地價の七八割にて轉輾せらるるか如き現狀にして何等商租權設定の取引に參加せさる小作人等か地主對本邦人間の商租契約に依り右の如き價格を有する世襲的小作權を無條件にて本邦人に剝奪せられ若は小作料を引上けらるゝ危險あるを虞れて支那官憲の保護を求め又支那官憲に於ても種々の疑惑を抱き本邦人の商租を妨害したる形跡あり茲に日支間に幾多の紛紜を釀すに至りたる次第なり要するに商租に關する紛紜は其根底に遡れは商租其物に關する紛紜よりも寧ろ其目的物たる土地自體に存する紛紜を多しとす此等の事情は次第に本邦人の間に明瞭となり來りてより以來右の如き土地に關する商租は著しく減少すると共に支那官憲の態度も多少寬和せり尙大正六年十二月奉天商務總會は商租禁止の決議を爲し之に基きて張督軍は各縣知事に同樣の訓令を下せることあるも當時帝國總領事に於て嚴重抗議し結局同督軍は該訓令を取消したり從來商租に付紛紜ありたる場合には關係領事に於て一々理非曲直を明かにし苟くも善意且正當の取得者に對しては其の場合に適應する機宜の保護方法を講し居れるか今後の商租に付紛紜の生することなからしめむか爲め目下立案の對案には特に此の點に考慮を加へたり尙商租問題に付ては此上共日支兩國の間に十分了解を遂くるの必要あるを認むるも根本問題として政府は支那に對し眞に兩國民の諒解親善を齎らすへき公正共益の方針を基幹として諸般の施設を行はむとする意嚮なるを以て商租問題に付ても亦此の方針の下に適宜改善の方途を講せむことを期す

右及答辯候也

大正八年二月十三日　外務大臣子爵內田康哉

大正八年二月二十日　內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員高田耘平君提出小學校敎員に給する臨時手當に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員高田耘平君提出小學校敎員に給する臨時手當に關する質問に對する答辯書

法令に依り市町村立小學校敎員に對する臨時手當を普遍ならしむる方法を採るは現下市町村の財政狀態に於て之を許さゝるものあるに依り政府は大正七年九月地方長官に通牒を發し小學校敎員に對する臨時手當支給の途を開かしめ爾來各市町村に於ては事情の許す限り之を支給しつゝあるの實況なり本質問に於けるか如く之を放任し居るものにあらす

右及答辯候也

大正八年二月二十日　文部大臣中橋德五郎

大正八年二月二十日　內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員森本是一郎君提出林原制限地開墾に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員森本是一郎君提出林原制限地開墾に關する質問に對する答辯書

一森林原野の開墾制限地は森林法の規定に依り主として治水上の必要に基き之を設けたるものにして之か開墾は其の影響する所重大なるを以て地方長官をして之か許否を認定せしむるを最適當と認む而して其手續に支障なき限り簡易ならしむるを期し居れり

二國有林野中の開墾適地にして大正二年に調査したるものは豫備的の概查に過きさりしを以て固より正確なるを期すへからす依て其の處分に際しては更に之か精査を遂けたる上夫々開墾を條件とする處分の實行を爲しつゝありて其の調査上努めて遺憾なからんことを期し居れり

三耕地に接近する山林に付ては農作物に障碍を與へさらしむる爲國有林に於ては適當の間隔を置き植林し又は蔭切りを爲し居れり民有林に在ては慣行に依り相當實行せられ居るも尙一層之を獎勵せんとす

右及答辯候也

大正八年二月二十日　農商務大臣山本達雄

大正八年二月二十四日　內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員兒玉右二君提出歲費增額に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員兒玉右二君提出歲費增額に關する質問に關する答辯書

歲費增額の件に關しては去る一月二十二日衆議院本會議に於て質問者に對し本大臣より答辯したる所の如し

右及答辯候也

大正八年二月二十四日　內閣總理大臣原敬

大正八年二月二十五日　內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員伊東知也君提出國民思想問題に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員伊東知也君提出國民思想問題に關する質問に對する答辯書

政府は人心の嚮ふ所に顧みて益々各般の施設を整備し以て健實なる思想の誘導に勉めむことを期す

右及答辯候也

大正八年二月二十五日

内務大臣床次竹二郎
文部大臣中橋德五郎

衆議院議長大岡育造殿

内閣總理大臣原敬

大正八年二月二十五日

衆議院議員田中萬逸君提出青年指導に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員田中萬逸君提出青年指導に關する質問に對する答辯書

政府は青年をして健全なる國民善良なる公民たるの素質を得しむるを以て青年團體指導の方針とし而して之か實施の方法に至りては地方の情況に應し其の宜しきを制せむことを期しつゝあり

右及答辯候也

大正八年二月二十五日

内務大臣床次竹二郎
文部大臣中橋德五郎

衆議院議長大岡育造殿

内閣總理大臣原敬

大正八年二月二十五日

衆議院議員田中善立君提出國民思想の善導に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員田中善立君提出國民思想の善導に關する質問に對する答辯書

政府は人心の嚮ふ所に鑑み益々各般の施設を整備し以て健實なる思想の誘導に努力せむとす

右及答辯候也

大正八年二月二十五日

内務大臣床次竹二郎
文部大臣中橋德五郎

衆議院議長大岡育造殿

内閣總理大臣原敬

大正八年二月二十五日

衆議院議員高松正道君外一名提出師範教育振興に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員高松正道君外一名提出師範教育振興に關する質問に對する答辯書

師範教育の振興改善を圖るは政府の深く思を致す所にして益々其の内容の改善充實を策すると共に優良なる教員及生徒を斯界に招致するに付適當なる方法を考慮しつゝあり

右及答辯候也

大正八年二月二十五日

文部大臣中橋德五郎

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一昨二十四日財政整理に關する臨時調査機關設置の建議案委員奥田柳藏君辭任に付其補闕として野村嘉六君を、水產講習所内に淡水科特設に關する建議案委員小西和君辭任に付其補闕として唐端淸太郎君を、精神病院法案委員八木逸郎君辭任に付其補闕として土谷全次君を、辨理士法案外一件委員工藤吉次君、毛利保太郎君辭任に付其補闕として鳴海文四郎君、長峰與一君を、食糧政策及小作農保護に關する建議案委員高橋嘉太郎君辭任に付其補闕として工藤卓爾君を孰れも議長に於て選定せり

一昨二十四日委員長及理事互選の結果左の如し

精神病院法案委員

委員長　金杉英五郎君

理事　齋藤紀一君　行德健男君　中村靜興君

地方鐵道法案外四件委員

委員長　戸水寛人君

理事　小林源藏君　綾部惣兵衛君　前川虎造君　林平四郎君　尾崎敬義君

染料工業保護の爲關稅改正に關する建議案委員

委員長　中村啓次郎君

理事　鈴木錠藏君

木津川治水に關する建議案委員

委員長　齋藤珪次君

理事　長田桃藏君

一昨二十四日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第五部

請願委員　牧口義矩君（川崎克君補闕）

第七部

請願委員　井戸文四郎君（鈴木久次郎君補闕）

第九部

決算委員　護得久朝惟君（井戸文四郎君補闕）

〔左の質問主意書は政府より答辯書の送付を受けたるに付其主旨辯明を略し參照のため茲に之を掲載す〕

小學校教員に給する臨時手當に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月三日

提出者　高田耘平
贊成者　田中萬逸　外二十九人

小學校教員に給する臨時手當に關する質問主意書

政府は小學校教員に對する臨時手當を普遍ならしむるの方法を採るの必要を認むるや若認むるとせは何故に今日迄放任して顧みさるや

右及質問候也

林原制限地開墾に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月四日

提出者　森本是一郎
贊成者　坂本金彌　外二十九人

林原制限地開墾に關する質問主意書

一　森林原野制限地を開墾せむとするに其の手續繁雜にして開墾上支障あり之を簡易にして開墾を助成するの意思なきか

二　國有林野中開墾適地の調査上往々不正確の點ありと認む改良の意思なきか

三　耕地接續地の山林官民有地蔭切りを爲し光線採取の充實を圖らされは生產上障害あり蔭切り奬勵の方法を講しあるか

右及質問候也

歲費增額に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月二十日

提出者　兒玉右二
贊成者　土井權大　外二十九人

歲費增額に關する質問主意書

政府は今日時運の趨勢に鑑み議院政治の運用を圓滿ならしむる爲に議院法第十九條を改正して議員歲費の增額を爲すの必要を認め居るや

右及質問候也

國民思想問題に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年一月三十日

提出者　伊東知也
贊成者　鈴木梅四郎　外三十一人

國民思想問題に關する質問主意書

近時我か國民思想に關し論議する者甚た多く一般國民をして疑惑を抱かしむること少からす政府は之に對して如何なる處置を爲さむとする乎將た全く放任せむとする乎政府の方針如何

右及質問候也

青年指導に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月四日

提出者　田中萬逸
贊成者　武富時敏　外三十人

青年指導に關する質問主意書

青年の指導は統一的方針に由るを可とするか將た又統一するの必要なしとするか政府の執らむとする指導方針の明示を望む

右及質問候也

國民思想の善導に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月四日

提出者　田中善立
贊成者　武富時敏　外三十三人

國民思想の善導に關する質問主意書

今や世界の思潮は急激なる變化を來し我か國民思想亦安定を缺けり去れは之か指導宜しきを得されは復悔ゆとも及ふ能はさる危險狀態に陷るの虞あり政府は之か善導に關し如何なる方針を有せりや

右及質問候也

師範教育振興に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月十日

提出者　高松正道　土井權大
贊成者　鈴木梅四郎　外三十一人

師範教育振興に關する質問主意書

國民教育の發達と職役教育の振興とに鑑み師範教育の大方針を確立せさるへからす即ち師範學校の組織を改め一層其の程度を高め充分に專門的教育を施すことを得せしめ有力なる教員と優秀なる生徒を招來する爲師範教育者の待遇を高め公費生の

制度を充實せさるへからす然るに近時地方財政多端なる結果師範教育に充分の施設を行ひ難き狀態に在りて比年入學志望者の激減を來し延て卒業者の資質低下しつゝあり實に國民教育上等閑に附すへからさる大問題なりと信す政府は之か善後の良策を考慮し師範教育に一大改善を加ふるの意なきや如何

右及質問候也

○議長（大岡育造君）　本日の日程中一、三、四、七此質問に對して答辯書を受領しましたから本日の日程より省きます、是より會議を開き御諮り致すことがあります、病氣に付昨二十四日より向ふ二週間恒松隆慶君、病氣に付今二十五日より向ふ二週間松島肇君、病氣に付明二十六日より向ふ二週間臼井哲夫君、所勞に付昨二十四日より向ふ十日間渡邊陳平君病氣に付今二十五日より向ふ二週間平山岩彥君、海外旅行に付今二十五日より三月二十六日まで安達謙藏君、右何れも請暇の申出がありました、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ之を許可致します、尙ほ御諮り致す事があります、佛國の首相「クレマンソー」氏の容態に付きまして、其後の發表に依りますれば、「傷は最初の想像よりも重く僅かながら吐血あり銃丸は「エッキス」光線檢査の結果兩肺の間に留まることを確めらる傷の重きに比し容態は極めて滿足し得べき狀態にて今までの經過は良好なり」、是が在佛蘭西の松井大使より、內田外務大臣に宛て、參つた最近の電報であります、右に付本院より慰問の爲め決議をすることに致しては如何であります。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御贊成なれば、決議書は起草委員を設けて之を起草せしむることゝし、此委員は十八名議長指名に致したいと思ひます、御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ直ちに委員の指名を致します、決議案起草委員小川平吉君、小山溫君、井上角五郎君、政尾藤吉君、若尾幾造君、榊田清兵衞君、中倉萬次郎君、中村啓次郎君、藤澤幾之輔君、岡崎運兵衞君、岡部次郎君、齋藤宇一郎君、横田孝史君、野添宗三君、藤井善助君、金杉英五郎君、花井卓藏君、山根正次君、以上の諸君は是より直ちに議長室に於て起草に從事せられんことを望みます、是より日程に入ります。

○小山松壽君　議長。

○伊東知也君　議長。

○小山松壽君　議長。

〔伊東知也君「議事の進行に就て發言を求めます、私が先きだ」と呼ふ〕

○議長（大岡育造君）　小山松壽君。

○小山松壽君　簡單でございますから、當席から發議を御許を願ひます。

○議長（大岡育造君）　宜しうございます。

○小山松壽君　本員は本月四日に於て、勞働政策に關する質問を致しましたが今日まで其答辯に接しませぬ四國の事情は益々其答辯の必要を認めるのであります政府は勞働の自由平等門戶開放と云ふやうな事に對して對外法規の改正に付きまして、目下考慮若くは審議中であると云ふ事を傳へられて居ります若し斯の如くんば、本員の質問致したる趣旨の其の實行方法に付て、政府に致しました陳述に當るのであります是が本員質問の第一問であつたのであります、更に若し果してさうであると致しましたならば其結果として對內法規の――國內に於ける對內法規に、當然生ずべき矛盾が起らうと云ふ事を私は思ふのであります仍て此關係上治安法の改正、若くは其補則、或は一般法規の制定をするの必要ありと思ふのでありますが、是がどうであるかと云ふ事の意味を陳述致しましたのが、第二問であります、然るに政府より今日まで答辯に接しませぬのでありますが私は議院法に依りまして玆に政府の答辯を求めます幸に床次內務大臣著席であります、若し答辯無しとするならば、議院法に依りまして、其答辯せざる理由の明示を願ひます、更に又前例に依りまして、質問日に於て答辯せらるゝと云ふことの例がありますから、特に玆に答辯の督促を致します。

○伊東知也君　議長。

○議長（大岡育造君）　伊東知也君。

○伊東知也君　私の今日の日程第一に上つて居ります質問に對しまして、まだ私の質問の趣意も述べませぬに、政府より答辯書があつたと云ふことであります、前例に依りますれば、質問者の趣意の在る所を十分に聽取つた上、書面なり或は口頭に於て答辯するのが相當であります、然るに質問の趣意理由と云ふものは、本院の慣例で、簡單な事を以て記載して居るのが前例になつて居ります、然るに何の理由も聽かず、何のどう云ふ質問であるか、どう云ふ請求であるかと云ふことも聽かずに、直ちに答辯を爲さるゝと云ふことは、甚だ不都合極まることであらうかと私は思ふのであります、內務大臣でも總理大臣でも、兎にも角にも斯の如き行動をせらるゝと云ふことは、如何なる譯でありますか、一應趣意の在る所を御聽になつた上、書面なり口頭なりで答辯せらるゝが相當であると思ひます、然らずんば又私は之に對し、再質問再々質問を爲して、徒らに手數を掛けて、議事の澁滯を來すことは免かれぬことになるのであります、之に對する政府の御答辯を求めます。

○議長（大岡育造君）　公娼制度の存廢に關する再質問。

二　公娼制度の存廢に關する再質問（横山勝太郎君提出）

公娼制度の存廢に關する再質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年一月三十一日

提出者　横山勝太郎

贊成者　島田三郎

外三十人

公娼制度の存廢に關する再質問主意書

第一　本員は去る一月二十一日公娼制度の存廢に關する質問主意書を提出し同二十八日の本會議場に於て第一乃至第五に至る質問主意を辯明し床次內務大臣の答辯を要求したるに去る二十九日に至り同大臣は「公娼制度は現下の情況に徵し尙之を存續するの已むを得さるものと認む而して之か改善に付ては政府の常に留意して怠にせさる所なり」と答辯したるに過きすして質問主意の第一、第二、第四、第五に對しては何等答辯を與へさるは議員の發言權を無視するものにして憲政の本義に反し政治道德を無視するの甚しきものと信す政府は何故に其の答辯を爲ささるか其の理由如何

第二　顧ふに公娼制度の存廢は全國五萬人の婦人の人權に關し延て國家の面目に關する重大なる事項にして社會問題としても國家問題としても之を解決すへき焦眉の急に迫れるは上下の夙に認むる所なり現政府か單に「常に留意して怠にせさる所なり」と云ふか如きは現政府の標榜せる政黨內閣の實に適はさるものなりと思料す政府は宜しく此の點に關し其の抱懷する所の政策を示し以て國民の輿望に答ふるの必要ありと信す政府の所見如何

右及再質問候也

○議長（大岡育造君）　横山勝太郎君。

○林毅陸君　四國海岸循環鐵道建設に關する建議案の委員會を是より開きたうございます、御許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　四國海岸循環鐵道の委員會を是より開きたいと云ふ要求があります、許可して御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議がないやうでありますから許可を致します。

〔横山勝太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○横山勝太郎君　既に先日第一回の質問に於て、其要領の在る所は盡くして置きましたから、本日は簡單に質問を致します、第一に政府に御答辯を願ひたいのは、前回の質問趣意書の第一點であります、即ち現行の公娼制度に關する規定は、我國の憲法の規定に反すると云ふ點に付て、御意見を承りたいのであります、其詳細は前回に之を盡くして置きました

〔議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く〕

○横山勝太郎君　更に前回の質問の第一點に就て、今日の所謂公娼なるものが、決して當局の信ずる如き自由を有して居らないと云ふ點に就て、一應辯明を補足して置きます、其第一は公娼と貸座敷業者との間に取交はさるゝ證文であります、其證文の要點を見ますると、私の調査したる一例に依れば、娼妓稼の期間は六箇年とする、其間に辨濟義務を完了し能はざるときは、更に期間を延長して辨濟の義務を果たさす、それから娼妓の廢業又は轉業したるときは、直ちに債務の辨濟をする、それから逃走又は疾病に罹るときは其債務を辨濟する、それから娼妓の所有して居る衣類及一切の物件は、借用金に對し質

權を設定し、債權者の占有に屬すること、それから今一つの例に依りますれば、辨濟の義務以前に、即ち年限中に逃走又は自由廢業をせしときは、借用金は貴殿の精算に基いて、各關係者が連帶の義務を帶びる、斯う云ふ證文が入つて居るのであります、是は單に一例を述べたに過ぎぬのでありますが、此各證書の內容に依りましても、病氣であれば金を拂はなければならぬ、自由廢業をしても金を拂はなければならぬ、自由廢業若くは逃亡の場合は、債務の辨濟をすると云ふことは、是は一應相當の理由ありと致しましても、娼妓が病氣に罹つた際に、尙且つ借入金の債務の期限を早めて、辨濟をせねばならぬと云ふ事柄は、如何にも不當な事柄であります、之が爲めに自由廢業を法令の上では自由なりと致して居りますけれども、廢業すれば辨濟期限の如何に拘らず督促せられるし、病氣になれば辨濟期限の如何に拘らず、督促をせられるのでありますから、殆ど此當事者間に取交はして居ります借用證書なるものに依つて、絕對に娼妓の自由なゝものが拘束されて居ると云ふことを御耳に達して置きたいのであります、尙はそれから前回に娼妓の收入に依つて、其債務の辨濟を爲すことは甚だ困難であると云ふ事情を一應述べて置きましたが、更に一例を擧げて申上げますと、是は救世軍の山室君の談話でありますが、極めて簡單でありますから申上げて置きます、自由廢業の娼妓七十名の平均統計を取つて見る所が、一人の平均の勤が二年八箇月で、前借金の平均が三百二十七圓、表面は六年と云ふ期限になつて居りますが、實は全く是と反して、實に其三十倍に當る百八十年拂らねば完濟の期限に達しない、七十名の娼妓が二年八箇月間に元金に繰入れた金は、平均四圓二十一錢にしか當らない、即ち一日に四厘何毛と云ふ極めて微細な金で、玉代に對する何十分の一か分らぬものを彼等の所得にして、生きて居るのである、恰も生きながら監獄に居るも同樣である、母たるの義務を完うすることは出來ない、斯う云ふ話が出て居りますが、是は私の調査したる所と大體に於て同じであります、即ち現行の法令に基く公娼制度の下に於きましては、僅に二百圓か三百圓の金を拂ふに百八十年を要すると云ふことであります、百八十年の期限を要すると云ふ事柄は、取りも直さず辨濟不能と云ふことであります、辨濟不能の條件を以て人權を束縛すると云ふ事柄は、前回の質問に於きましても申上げました如く、取りも直さず奴隷制度であるのであります、之を第一點の質問に加へて政府に申上げて、御說明を願ひたいのであります、それから前回の質問の第二、第三、第四、是は前回に詳しく申上げて置きましたから、之に基いて御答辯を願ひたいのであります、それから本日の此私の質問とそれから前回の第四第五と關聯して更に質問を致して置きたいと考へて居ります事は、要するに此公娼制度の存續に依つて、五萬人の婦女子が牢獄に等しき貸座敷に拘束せられて、奴隷に等しき生活を致して居ると云ふ事柄は、前回に詳しく之を述べて置きました、未だ之を覆すに足るべきの事實と議論と云ふものを承らぬのであります、申上げるまでもなく所謂憲法政治なるものゝ究極の目的は、人權の維持に在ると考へます、個人の人權、個人財產權を擁護せざる憲法政治は、何等の價値無きものであります現に我國に於きましては、憲法を布かれて三十年に相成る、議會を開くこと實に四十一回、現內閣は所謂多數の國民の上に立脚する政黨內閣であつて、憲政運用の上に於て、啄名を擅に致して居る所の內閣であります、其內閣の下に於て、今尙ほ五萬人の奴隸を我國の制度の上に、又實際の上に存續せしむると云ふ事柄は、如何にしても是は忍ぶべからざる點であります、吾々男子の側の者は、女子に對して多大なる不滿を持つて居りますが、女子の方では男子に對して、それ以上の不滿を持つて居ると考へます其不滿の一は公娼制度の如きものであると私は考へます、此頃は普通選擧なるものが提唱されて居りますが、私の見る所に依れば、今日の所謂普通選擧なるものは、屢々申上げる如く、男子普通選擧論である、私の信ずる所に依れば、男子女子を一貫したる普通選擧論と云ふものでなければ、普通選擧論と云ふものは貫徹しないものであります、男子が女子を埒外に置いて、勝手放題に普通選擧を唱へると云ふことは、少くも理論の上に於て徹底せぬ所があることは申すまでもない事であります、私は今日此女子に參政權を與へよとまで絕叫する者ではありませぬが、少くも奴隸の境遇に在る此救濟だけは、やつて置かなければならぬと考へます、普通選擧は固より急務でありますが、奴隷の如き境遇に在る婦人の救濟と云ふことはそれ以上の急務であると私は考へます、殊に此頃は所謂人種差別撤廢論なるものが唱へられてあります、巴里に於ける講和會議に於て、我國の使節が人種差別撤廢の提唱をせられたと云ふ話であります、洵に其趣旨に於て間然する所なく、國民悉く之に賛成するものであります、私も其提唱の貫徹することを希望する者であります、併ながら顧みて我國の現狀如何と考へましたならば、人種差別撤廢論の如きは、多少躊躇する所がありはせぬかと考へます、即ち我國の現行の制度を調べて見ますと皆さんも御承知の如く約千人に近い華族と稱する者がある、法令の上に於ても、事實の上に於ても、非常なる優遇を受けて居る、其一面には特殊部落なるものがあつて、約百萬人の非常なる逆境に沈淪して居る人々がある、約千人の華族を有し、約一百萬人の特殊部落を有すると云ふ事柄は、何が是が平等であると云ふことが言へませう、不平等も亦甚しいのであります、殊に公娼と稱する五萬人の奴隸が、日本內地に居ると云ふことである、斯の如き事實を看過して、世界の舞臺たる此講和會議に於て差別撤廢論を致しましても、其論は私は餘り好き響を與へぬと考へます、差別撤廢論は洵に結構でありますけれども、其以前に國內の不平等、國內の差別を整理し撤廢する必要があると私は考へます（「女子の參政權を絕叫し給へ」と呼ぶ者あり）斯の如き次第でございますから、此時此際五萬人の奴隸に等しき境遇に在る所の公娼を解放すると云ふ事柄は、講和會議に對する關係から申しましても、取敢ず斷行しなければならぬ事であります（「生意氣なことを言ふな」「くだらない事を言ふな」と呼ぶ者あり笑聲起る）御承知の如く既に千八百六十三年の交に於て、亞米利加に於ては奴隸の廢止令と云ふものを斷行して居るのであります（「簡單々々」と呼ぶ者あり）「リンコルン」の名に依つて四百萬の奴隸の解放をして居るのであります、恰も其時代は德川幕府十四代の頃であります（「馬鹿言へ」「巴里へ往つて見ろ」と呼ぶ者あり）今日此際に於てです、我が日本國に於て五萬人の公娼を解放が出來ぬと云ふ事柄は外國に對しても恥辱ではないかと私は考へます（「そんな事はない」と呼ぶ者あり）而して一面に於てです新聞紙の傳ふる所に依れば、貸座敷業者が全國大會を開いて、此公娼廢止の問題に反對すると云ふ事でありますが、此反對は彼等が自己防衛の上に於て已むを得ぬ事でありませうが、併ながらです、既に二十世紀の世の中に在るべからざる公娼制度の擁護をせんとすると云ふ事柄は、所謂封建制度の遺習を辯護せんとする者であつて、身分を知らないにも程があると考へます（「誰が知らないのだ」と呼ぶ者あり笑聲起る）此公娼廢止論なるものは、吾々が此壇上に於て唱へて居りますが何ぞ知らんです、貸座敷業者間に於て其例が澤山ある、洲崎の某貸座敷業者の語る所に依れば（「巫山戲た事を言ふな」と呼ぶ者あり）君は何故に貸座敷を廢めたかと云ふ質問に對して（「貸座敷で君や僕と言ふか」と呼ぶ者あり）其樓主が私に對して言ふのに、吾々は一面に於て子供を學校に送つて居るが、學校に送つて居る子供の月謝費用と云ふものは、何處から出るかと云ふことを考へて見たならば、到底此業を營むことは出來ぬと云ふことで、此貸座敷業を抛つて廢業致したのであります（「感心々々」と呼ぶ者あり）それから明治四十四年に、吉原の大火があつた際に、中米樓と稱する貸座敷の主人が、四十二人の娼妓の解放を斷行して居るのであります、澤瀉樓の主人も同樣、娼妓の解放を斷行して居るのであります、既に吾々が此論を提唱するまでもなくです、公娼制度の惡しき事柄は貸座敷業者が自ら之を知つて居るのである、現に娼妓の解放を斷行して居るのである、而して今日まで百五十八人の自由廢業者を出して居ると云ふ事柄、今日まで娼妓の逃亡が陸續として相踵いで居ると云ふ事柄、是等の大勢に考へて見ましたならばです、此制度を何時までも存續せしむると云ふことは、到底大勢の許さぬ所であります、斯の如き次第でありますからして、吾々はです、既に貸座敷業者が斯の如き事を考へて居る今日、當局は如何なる考を持つて居らるゝかと云ふことを聽かんとするのであります、或人の說に依れば、今回吉原の貸座敷業者が、莫大の金を醵金して托兒所と云ふものを設けて、社會の爲めに救濟事業をやると云ふことであります、洵に結構で、其行爲には贊成を致して居る一人でありますが、併ながらです、斯の如き醜業を營んで其醜業の利益に依つてです、貧民の孤兒を養育して呉れると云ふ事柄は吾々の階級の者から見ますれば實は難有迷惑である（「そんなら君は何故感心したか」と呼ぶ者あり）趣意は結構であるが、謂る事柄は贊成することが出來ませぬ、恰も世の中の義賊と

稱する者が、富豪の手より財物を掠め來つて、之を貧乏に頒つと云ふ行爲と同じであります、托兒所其ものには寔に結構であるが、それをするだけの餘裕が有つたならば、其金を以て娼妓を解放すると云ふ方が私は急務であると考へます、で要するに私の問はんとする所は（「簡單」「しつかりやれ」と呼ふ者あり）前回及今回の質問主意書に於て詰して居ります、此際御臨席に相成つて居る內務大臣に質問を致します、殊に此重厚謹嚴の評ある床次內務大臣に向つて質問を致すのであります、全國一萬有餘の貸座敷業者の權利が重いか、五萬人の子女の人權が重大であるか、貸座敷業者の利益が重大であるか、國家の面目が重大であるか（「分つた〳〵」と呼ふ者あり）是等の點を聽かんとするのであります、諸君の色々の御批評がありますが（「君は振られたのだよ」と呼ふ者あり）併ながら私自身は是は眞面目な問題であると考へて居ります、詰まり吾々は貸座敷業者に對して何等の怨恨を有して居る者ではありませぬありませぬが吾々同胞五萬人の者が、奴隷の如き境遇に在ることを看過すると云ふ事柄は、少くとも此の立法府の不名譽であると私は考へます、此故に今回質問主意書を提出し、詳細に其根據の在る所を辯明いたしたのでありまするが、內務大臣は何等の答辯をも與へませぬ（「そんなものに答辯する者があるか」と呼ふ者あり）是は少くとも議員が憲法の規定に依つて有する所の發言權を、無視するの甚だしきものであると考へます、此故に前回の質問並に今回の質問に對して詳細なる御答辯あらんことを要求いたします。

○小林源藏君　議長。

○岩崎勳君　議長。

○副議長（濱田國松君）　橫山勝太郎君の唯今の再質問に對して、政府より唯今答辯書の提出がありました、之を朗讀せしめます。

〔原田書記官朗讀〕

大正八年二月二十五日

內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員橫山勝太郎君提出公娼制度の存廢に關する再質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員橫山勝太郎君提出公娼制度の存廢に關する再質問に對する答辯書

去る一月二十一日質問第一現下の公娼制度並其の實狀は國法に牴觸するものと認めず第二及第四前回の答辯に依り其の要を盡せりと認む第五賣笑行爲に付ては法令に依り相當取締を實行しつゝあり

右及答辯候也

大正八年二月二十五日

內務大臣床次竹二郎

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　議長――議長。

○橫山勝太郎君　議長――議長。

○副議長（濱田國松君）　岩崎勳君。

〔小林源藏君「是より羽越橫斷鐵道建設の委員會を……」と呼ふ〕

○副議長（濱田國松君）　岩崎君に發言を許しました

○岩崎勳君　緊急事件上程の都合上、爾餘の質問全部に對し、延會の動議を提出致しました。

〔「賛成々々」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ、質問全部は延會に決定致しました。

○小林源藏君　議長。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君。

○小林源藏君　岩崎ではありませぬ。

〔笑聲起る〕

○副議長（濱田國松君）　間違ひました、小林君。

○小林源藏君　羽越橫斷鐵道建設に關する建議案外一件の委員會を開きたいと思ひますから、御許しを願ひます。

○副議長（濱田國松君）　許可致します。

○小林源藏君　委員諸君は第六委員室へ御參集を願ひます。

〔副議長濱田國松君退席議長大岡育造君著席〕

○議長（大岡育造君）　日程第一です、道路法案委員長廣岡宇一郎君、報告を求めます。

第一　道路法案（政府提出）　第一讀會の續

（委員長報告）

〔廣岡宇一郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○廣岡宇一郎君　道路法案の委員會の終始顚末を御報告いたします、本案は道路に關する從來の法規が散漫且つ不備でありまするが爲めに、之を補足し整理し統一したものであります、隨て本法に於ては道路の種類、等級及び路線の認定、並に指定及び道路の管理、之に對する費用、並に義務の負擔等を規定致しまして、合計六十八箇條に亘る相當詳細を極めたる法案であります、委員會は前後七回に亘りまして開會を致しまして、委員の質問、政府の答辯がありました結果、三四の修正を致しまして丶原案を可決致したのであります、質問應答の內容の詳細は、委員會の速記錄に讓りまして、修正に關する概略を茲に御紹介を致したいと思ふのであります、其第一は第十一條並に十二條に於きまして、府縣道並に郡道の認定に付ての標準を揭げてありまするが、未開の土地にして將來產業發展の爲めに、新に道路の新設を要する場合の規定が缺けて居ると思ふのであります、併ながら單に此地方若くは產業開發の爲め必要なりと致しまして、路線を認定することになりますれば、際限がありませぬからして、是には相當なる制限を置くの必要あると認めまして、斯の如き路線にして將來前各號の一に該當すべき路線、即ち最初の草案に記載されて揭げてあるが如き條項に該當すべき見込ある路線に限つて、新なる道路の設置を認定する事が出來る、斯う云ふ意味を加へんが爲めに「第七」の次へ「八」を置きまして「地方開發ノ爲必要ニシテ將來前各號ノ一ニ該當スヘキ路線」と云ふ一項を加へたのであります、第二は第三十三條であります、國道の中主務大臣の指定したものは其新設並に改築を要する經費は國庫の負擔とすと云ふ定めになつて居ります、即ち國庫の負擔に屬すべき國道の指定は、一に主務大臣の自由なる裁量に任してあるのでありますけれども、本法第十條に規定致してありまする、主として軍事の目的を有する路線、是等の路線は主務大臣の指定を俟つまでもなく其新設並に改築に關する費用は、國庫の負擔となすべきが當然であると云ふ見地から致しまして、本條に「主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道其ノ他主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス」と云ふことに本案を修正致しましたそれから四十七條にありまする所の四十五條及四十六條に依つて、沿道の土地に立入り、及び物權を使用し、及び其附近に住居する人を使役致したる場合に、之に因て生じたる損害に付ては、當然之を補償するのが相當であらうと思はれるのであります、然るに原案の如く是等の損害を受けたる者から請求を爲して、始めて是が賠償を爲すと云ふことになりますれば、僅かの金額に對して非常に面倒なる手數を要するが爲めに、却て其權利を拋棄するが如き結果を生ずる虞があるのであります、そこで進んで管理者が是が賠償を爲すべしと云ふ規定を置くの相當なるを認めまして「前二條ノ規定ニ依ル立入使用使役又ハ收用ニ因リ現ニ生シタル損害ハ立入使用使役又ハ收用ノ後三月內ニ管理者之ヲ補償スヘシ」即ち管理者から働き掛けに之を補償すると云ふ規定に改めたのであります、此第四十七條を修正致しましたる結果として、第五十條に多少の修正を加へたのであります、是は第四十七條を修正の結果が現れたるに外ならぬのであります、更に第五十四條、五十五條、五十六條此三箇條に「私人」と云ふ文字を使つてあります、此文字は從來の立法例に於て、餘り多くを見ざる文字なるのみならず、此文字を使ひましたるが爲めに、解釋上往々疑義を生ずるの虞があるのであります、寧ろ之を削除する方が當然であらうと信じまして、此三箇條に亘る「私人」と云ふ文字を全部削除致しました、其結果としまして第五十六條に「トキハ」とあるものを、全部「者ハ」と改めることに致しました、尙ほ一つは第五十六條に揭げてある各行爲に對する制裁と致しまして、草案には一年以下の懲役に處するの規定がありまするが、是等の各號を點檢致しまするに、何れも體刑を以て俟つべきだけの重大なる所爲と見る事が出來ぬのであります、故に體刑に關する規定は全部之を削除致しまして、單に「三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス」と云ふことの規定に改めたのであります、以上は本法中修正を加へましたる點でありまして、此點に付ては政府は全然之に同意を表したのであります、尙ほ御報告をせなければならぬことは、第二章の道路の認定若くは指定に關する事柄であります、第八條の國道以下町村道に至るまで、是が認定は總て政府に於て致すことに相成つて居ります、認定管理は政府之を致しまするが改築若くは新設に關する費用はどうするかと云へば、或る少數のものを除くの外は、總て地方

公共團體の負擔に相成つて居るのであります、費用のみを地方公共團體の負擔に歸せしめて、而も是が認定及管理は地方公共團體と全く沒交涉に終ると云ふ事柄は、地方公共團體の意思を尊重せざるのみならず、後日是が費用を決すべき場合に於ては、總て公共團體の決議に俟つべきものでありますから、最初に地方公共團體の意志を十分に斟酌せざる時には費用負擔の時に於て、一大障碍を來すの虞があるのであります、故に此後日費用負擔の際に起るべき障碍を除却すべき方法と致しましても、亦地方公共團體の意思を尊重する上から見ましても、此認定をなす場合に、豫め公共團體の意見を尋ねると云ふ事柄が、最も穩當なる方法であらうと云ふ、斯う云ふことから致しまして、府縣道以下の路線の認定をなすに當つては、此公共團體に諮詢すると云ふことに定めたいと云ふ意見であります、若夫れ國道に至りましては、一國道路の主幹でありまして、運輸交通は言ふに及ばず、一般文明の進歩に於きましても、最も重大なる關係を有して居るのでありますからして殊に國道の或る部分に於ては、其經費は國庫の負擔に歸するのであつて、其認定若くは指定の如何に依りましては、一國財政上にも重大なる關係を有するのであります、之を單に主務大臣の自由なる裁量に一任すると云ふことは、道路の政策を輕視する虞あるのみならず、大臣の交代毎に其方針が變ると云ふことがありましては、種々の障害を其間に來す虞があることを信じまして、玆に同じく一の機關を設けて、認定並に指定をなすに付て圓滿なる處置を執るのが相當であらう、其機關は現在の鐵道會議に準じまして、道路會議と云ふものを設け、之に諮詢を致しまして、以て國道の新設並に修繕に關して主務大臣の認定を助けると云ふことにしたら宜からう、併し是等の事柄を本法に規定することは却て錯雜を來しますので、政府にして若し之に同意するならば、之を命令に讓つて、別の規定を以て是等の希望を達したいと云ふ、斯う云ふ委員會の希望でありまして政府の意思を確めましたところ、政府は之に對しても全然同意を表しまして、必ず別の法令を以て是等の規定をなすべきことを言明されましたので、委員會は政府の言明を諒と致しまして、本法に對しては修正を施さず、別に法令を以て之を定むべき事を確信いたしまして、本法は此儘可決いたしました次第であります、以上修正を致したる箇條並に特別の規定を求めたる箇條に付きましては委員會は全會一致を以て可決致したのであります、唯々玆に最終に於て、委員會に於ける異なつたる意見の現れたることを、御報告するの已むを得ざることあるを遺憾と致すのでございます、即ち第十二條に關する郡道に付きまして、從來我國に於きましては、郡道の有らざる府縣が多數あります、是等の府縣に於きましては本法に於て郡道に該當すべき路線は、其一部は府縣道となり、其一部は市町村道になつて居るのでありまして、是等の市町村道の經費は、特に府縣費を以て之を支辨致して居つたのであります、斯の如き從來の慣例があるに拘らず、假に本法を實施して新に郡道なるものを認めると云ふことになりますれば、郡の經費が急激なる膨脹を來し、其郡の財政上に困難を來すからして、寧ろ郡道と云ふものを廢することが出來ぬか、若し廢することが出來ぬとすれば、何等か之に對して緩和する方法はないかと云ふ、斯う云ふ委員の一部から希望がありました、政府の意見を聽きましても既に國道縣道郡道市町村道と云ふ如く、之を系統的に規定して居る、本法に於きまして特に郡道と云ふものを廢することは出來ない、唯唯本法施行に付て斯の如き舊慣ある土地に付ては、十分之を斟酌して急激なる變化を來さゞることに、政府當局として十分の配意を拂ふと云ふことの言明があつたのであります、併ながら憲政會の高田君などは、尙ほ此言明に慊らずと致しまして、玆に新たなる修正の意見が提出されたのであります、即ち第六十四條の次に、新に六十五條を設け「本法ニ依リ郡道ニ該當スル路線ニシテ從來府縣費ヲ以テ其費用ヲ負擔シタルモノハ本法施行後ト雖モ府縣知事之ヲ管理シ其ノ費用ハ府縣ノ負擔ト爲スコトヲ得」と云ふ、斯う云ふ修正意見が出たのでありますが、採決の結果少數にて消滅を致しました、結局御手許に配布してあります如き修正案が、全部可決された次第であります、此段御報告致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否やを御諮り致します。

〔「二讀會を開くに異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　二讀會を開くに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ二讀會を開くことに決しました。

○岩崎勳君　直ちに本案の二讀會を開かれんことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　直ちに本案の二讀會を開くに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議ないと認めます、仍て直ちに本案の二讀會を開きます、修正の提出があります、高田耘平君。

道路法案（政府提出）　第二讀會

〔高田耘平君登壇〕

○高田耘平君　私の修正説は唯今委員長より概要御報告になつて居ります、即ち委員會に於て提出致しまして、否決された其ものを、更に本會に於て修正説として提出した次第であります、即ち大體の意味は郡道の管理及費用の支辨に付て、本法中或る取除けを設けんとするの案であります、即ち附則第六十四條の次に一條を加へます「第六十五條本法ニ依リ郡道ニ該當スル路線ニシテ從來府縣費ヲ以テ其費用ヲ負擔シタルモノハ本法施行後ト雖モ府縣知事之ヲ管理シ其ノ費用ハ府縣ノ負擔ト爲スコトヲ得」而して原案の第六十五條を六十六條となし、以下順次繰下げてございます、修正の點は是だけであります、其他は委員長の報告に異議なく、尙ほ原案にも異議のないことを表明して置きます、私の修正の理由は其一部は唯今委員長より御報告になつて居りますけれども、尙ほ其他に相當の理由がございますから、一應申上げやうと思ひます、第一は郡制の存廢如何と郡道設置の關係でございます、郡制の廢止と云ふことは、現内閣の原首相が從來長く唱道し來りたる所でございます、併ながら本法の郡道を認むることに致しまして郡費負擔の增額を來しますれば、郡制廢止の意見を徹底するに不都合になるが故に、本法に於て郡制を認むると同時に、郡制廢止の意見を打切つたものであらう、斯う云ふ考を私は持ちまして去る二十二日に床次内務大臣に向つて、委員會に於て政府は郡制廢止の見込如何と云ふことを質問致しました、所が床次内務大臣は、郡制の廢止は尙ほ宜しき事と考へて居ると、斯う云ふ事を御明言になつて居ります、さうすれば政府は近き將來に、郡制廢止の提案を爲さるべき者と想像するのが當然であらうと信じます〔「のう〳〵」と呼ぶ者あり〕そこで本法を施行せば、全國の有らゆる郡に郡道が認定せられまして郡經營の事業は益々膨大する事は明かであります、即ち郡制廢止は益々困難となるのであります、既に郡制廢止と云ふことを、現内閣は前提として置きながら、郡の事業をして益々繁多ならしめんとするが如き政策を執ると云ふことは、遺憾ながら矛盾であると云ふ誹は免れまいと私は思ふのであります若し郡制廢止の意嚮が近き將來に在るものとすれば本員の修正説、即ち本法に依つて郡道となるべき道路の費用を、府縣が支出したる慣例の有る地方に於ては其儘に置いて、さうして本法を施行する方が、詰まり郡制廢止と云ふことを徹底すべき政策になることであらうと思ひます、即ち郡制廢止と云ふことの意見を持して、少くとも之を仄めかして居る所の現内閣の意見より致しますれば、私の修正説は當然起るべき歸著になるのでございます、尙又是は床次内務大臣ではございませぬ、堀田土木局長に向つて郡制を廢止した場合に、其郡道をどうするかと云ふことを質問致しましたる所が、土木局長は其場合には町村組合の事業に移すべきものなりと是も言明せられた、然れども是は餘程困難なことであらうと思ひます、尤も從來長く町村組合に於て、郡道の經營を爲したる地方では、實行し得るか知れませぬが、從來縣費を以て支辨せしものを、一旦此法律に依つて郡費の負擔に移して、尙又更に郡制廢止に依つて之を町村組合に移すと云ふことは、到底私は不可能と思ふのであります、又町村組合と云ふが如き極めて不完全なる團體に、道路の管理修繕を爲さしめると云ふことは、餘り適當の處置で無からうと私は思ひます、即ち郡制廢止の場合には、再び縣費支辨に移すのが、道路の經營上最も有利であると私は思ふのであります、若し果して然らば、今年本法を發布し、明年より本法を施行して、從來郡道の無い郡に郡道を設けしめて、更に近き將來に郡制を廢止して郡道を府縣費に移すと云ふ如きことは、所謂朝令暮改の甚だしきものであらうと私は思ふのであります此意味より申しましても、或は取除を設けることは必要と信ずるのであります、以上は修正説提出の第一の理由であります、第二の理由は本法施行の結果

は、府縣郡の負擔に大變革を來すことは、甚だ宜しくないから修正説を以て此取除を規定して置く必要があると云ふことでございます、今日の狀態に於て郡制を施行せし郡に於て、郡費を以て道路の費用を負擔せしめある郡と、負擔せしめざる郡との比較を調査して見ると、內務省の調査に依れば、郡制施行の郡が總數五百三十六郡でございます、內郡費支辨の道路を有するものが二百三十七郡で、郡費支辨の道路を有せざるものが二百九十九郡でございます即ち郡費支辨の道路を有しない郡が、全國に於ては尙ほ非常に多いのであります、それで更に又郡費支辨の道路の無い縣が、東京、大阪外十六縣あると云ふ狀況でございます、即ち大體を通じまして、郡費負擔の道路を有しない郡が、我國中に多いと云ふ現狀であると云ふことを御承知を願ひたい、又內務省の調査致しましたる最近三箇年間に於ける、郡道の爲めに郡が支出致しましたる最近三箇年平均の費用を調べて見ると、僅か百餘萬圓の金でございます、而して最も僅少なのはどう云ふ所でございますか調べて見ますると、群馬縣が十九圓、宮城縣が二百二十一圓、こんな風で、郡道の名はありましても甚だ僅少な支出をして居る郡が多いのであります、又岡山縣、大分縣、宮城縣等の此三縣に於ては、一縣が殆ど千圓二千圓の郡費でございます、斯う云ふ狀態では成程郡費を以て道路の費用を負擔して居る郡は多々ございますけれども、今日まで支出して居る所の郡の數は、支出しない郡よりも少くして、尙ほ費用も極く僅々たるものでございます、然るに若し此法律を施行致しまして、各縣を通じて此郡道を設くると云ふことになりますれば、今日まで支出して居ります所の百萬圓許りの金は、忽ちに五百萬乃至千萬圓の多きに達すると云ふことは、明かな事であらうと私は思ふのであります、更に又從來少しも郡費負擔の道路が無かりし所の東京、大阪外十六縣、それ〳〵其郡が郡道を新に設けますれば、郡費の增加を來すと云ふことは、是亦明かでございます、然るに郡費の徵收方法に付て此場合考慮しなければならぬと思ふ事は、郡費の徵收はどうなつて居るかと申しますれば、諸君も御承知の通りに其郡內の各町村に、其町村の國縣稅の比例を以て分賦する方法になつて居ります、是は甚だ租稅の徵收法としては、私共不完全なものであると思ふのでございます、併ながら今日の如く郡費の負擔は極く少額である場合は差支ございませぬけれども、之を若し今日の負擔に五倍十倍致しまして、各町村に分賦する金額が增加した場合に於きましては、其郡の狀況に依りましては、非常に不公平なる所の負擔となるのでございます、是は必ずさうなるとは申上げませぬけれども郡の狀況に依りましては非常に不公平な結果を見ることは明かでございまして、それが爲めに郡の經濟に非常なる變更を來すと同時に、或は郡自治の紛擾を起すやうな事も必ず私は起ると思ふのでございます、更に又此法律施行に依つて郡費たるべきものを從來縣費の支辨に依つて改築修繕したる府縣の財政狀態はどうなるかと申しますと、成程府縣費の負擔は幾分確かに減少致します、併ながらそれと反對に郡費の負擔は非常に尨大するのでございます、それが各郡平均に負擔が殖へますれば宜しうございますけれども、然らずして或郡は非常に郡費の尨大を來し、或郡は極く僅少なる郡費の負擔で澤山である、斯う云ふ現象に相成る事も、地方々々に依つてある事は明かでございます、さう云ふ事になると結果はどうなるかと云へば、郡費の非常に尨大を來した郡に於ては、郡の經濟が其郡內に於ける郡道を改築修繕すべき費用の負擔に堪へずして、其修繕等を等閑にする事も、是も實際上出來得べき事であらうと私は信ずるのであります、即ち從來深山大澤の間にありましたる所の村落の如きものは、府縣費の大きな經濟の力に依つてこそ、どうにか橋梁も滿足に架け道路らしい道路も出來たけれども、小さな經濟の郡費に移した結果は、是等に向つてどうしても改築修繕等を加ふるの力なくして、此深山大澤の間に在る土地は、或は原始時代の狀態に立戾つて、交通不能に陷る所も出來ると云ふ事を、私は深く憂ふるのであります、此點に付て私は堀田土木局長に質問を致しますと、斯う云ふ御答辯でありました、さう云ふ場合には縣費より相當の補助を爲さしめ之を救濟する、斯う云ふ御答辯である、是も一應御尤もでございます、併ながら此縣より郡、或は町村に補助をすると云ふことに付ては、例の三相訓令とか云ふやうなものがありまして、大分其補助額に付て政府が八釜しい事を言ひまして、中々大なる補助を出させませぬ、其金額は極く僅かでございます、左樣な僅かな金額を以ては到底此深山大澤に在る所の村落の交通機關を具備せしむることは、私は不可能であると信ずるのでございます、尙ほ私の修正説に對しましては、過日政府委員は今園岡委員長も申されました通り、成るべく、急激なる變化を避けて、本法の施行に依つて郡道を設置する事を望む所は宜いけれども、望まない所には敢て郡道の認定を强いない、斯う云ふことを以て答辯して居ります、併ながら是は私は實行出來ない事であらうと思ふのであります、若しそれが實行出來、而して政府が之を實行せんとする意思あるならば、私の修正説に同意して置く方が寧ろ穩當だらうと思ふ、然るに政府委員は私が委員會に於て此修正意見を述べました時に、强き意味を以て反對されまして、撤回までも要求すると云ふことを言はれたのである、それを以て見れば政府が急激なる變革を避けると云ふことは、全然出來得べからざる事でありまして、而して或は從來府縣費を以て本法に依り郡道たるべき道路の負擔を郡に移して、縣費を減らさしめると云ふことが、本法制定の骨子になつて居るに非ずやと思ふ點があるのでございます、第三には、此法律案は明治二十年頃よりの懸案でありまして、二、三回議會に提出されまして否決或は握潰しの運命に遭遇した案であります、隨て此法律案の關係する所は餘程多いのでございますで斯かる場合に於ては急激なる變化の來るを避けんが爲めに、私の修正説の如く、從來縣費を以て――本法に依り郡道となるべきものを、管理或は費用の負擔を爲し來つた所は、其儘保存して置くと云ふことが、極く穩健なる遣方であらうと信じます、以上を以て本員の修正説の理由と致します、で此修正案に付ては敢て黨派的考などの必要は無くして、政友會の諸君の中にも、無所屬の諸君の中にも、私は略々同意見の方も在る事は、委員會に於ける質問應答に依つて明かでございます、どうぞ是等の法律に付きましては、餘り政府黨に偏しないやうにして、各地方の狀況及事情を斟酌下さいまして、成るべく私の説に、御贊成あらんことを希望する次第でございます。

○議長（大岡育造君） 磯部尙君。

〔磯部尙君登壇〕

○磯部尙君 明治二十一年來の懸案でございまして色々政治上の歷史にも色彩られたる道路法案が、此度殆ど吾々の望みまする完全さの程度を以ちまして通過する事になりました事は、誠に御同慶に堪へざる所でございます、申上げるまでもなく道路法制定の精神は、道路の種類、資格を確定致しまして、其の費用の負擔を公平ならしめ、其管理方法を改善せしむると云ふことが、根底の主義精神になつて居るのでございます、即ち本法は道路の種類を五つに分たれまして、國道以下それ〳〵其資格を確定致して居るのであります、成程唯今高田君より御議論もございました通り、郡道と申しますのは在來法律上認めて居つたものはございませぬ、けれども今日は明に府縣、郡、市町村と云ふ階級と云ふものが認められて居りまして、又之に伴うて道路もそれ〳〵種類資格は一定されて居るのであります、現に今日我國に於きまして、郡道と云ふ制度こそは認められて居りませぬけれども、郡道を以て目すべき郡費支辨里道と申しますものは、全國を通じまして六千有餘里になつて居るのでございます、即ち郡道を以て目すべき――郡道と云ふ一の種類資格の道路を造らなければならぬ必要の迫つて居ると云ふことは、此事實のみを以て致しましても、洵に明確疑を容れぬのでございます、既に郡道と云ふものを認めまする以上は、茲に高田君の御希望になりまするが如き、一の變例を認むべきや否やと云ふことが、問題になつて來るのでございます、郡道は郡が其の費用を支辨しなければならぬと云ふ茲に精神も確乎として立つて居るし、道路も備はつて居る、然るに偶々從來府縣の費用を以て其管理を爲し來りたるの故を以て、永へに之を矢張府縣の管理に屬せしめ、府縣の費用に負擔せしむると云ふことは、法の根本の精神を破壞する事になりはせぬかと云ふことを、私共は憂ふるのでございます、床次竹二郎君が、內務大臣としてではなく、床次竹二郎として、郡制なるものの理否曲直に付ては考慮中に屬する、稍々郡制廢止の方が理窟に適ふかの如き口吻を漏らされましたことは事實でございます、私不肖も亦郡制は廢止する方が至當であると云ふが如き意見も持つて居ります、併ながら政治家と致しましては、政治家の立場に於きまして、今日郡制と云ふものを廢止すべきや否やと云ふことは、愼重に考慮をしなければならぬ問題であると思ひます、のみならず假に政治家の經綸として嘗て一度口にもした事であるから郡制は廢止しなければならぬと致しました所が、今日郡制廢止案を提

出すると云ふ意思は毛頭無いと云ふことも、亦内務大臣として床次君の言明せられた所でございます、然らば今日既に府縣郡市町村と云ふ階級が劃然、儼然として存して居ります、以上は之に則つて道路法も制定するのが至當でございまして、何年先きになるのか――百年先きになるのか、或は永久に現出せざるべき郡制廢止と云ふものを理窟の上に正しいと致しました所が、其法律の出ます曉と云ふものを今日から豫想をして、郡道と云ふものを今日廢止して本法を制定すると云ふ理由は、毫末も存して居らぬと私は考へるのでございます(「ひや〳〵」と呼ぶ者あり)一應費用負擔の點に付きまして髙田君の御心配になります事は、洵に御尤もであると私共も御同情を致す所がございますけれども、それは民意尊重に則りまして、總て諮問機關に諮問を致し、愼重なる考慮を重ね、それ〴〵上級の監督機關に依つて監督の實を擧げることを言明致して居りまする此政府委員の意思と云ふものが、明かになりました以上は姑く此政府委員の言明に御信頼をなさいまして、本法の折角出來上りましたる白壁に對し、瑕瑕を造るが如き御異議の出でざらんことを私は希望するのでございます、此意味に於きまして、本法は委員長報告通り御可決あらんことを希望致します。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 別に發言の通告もありませぬから、唯今の修正に關しては討論が終結して居ると見ます、仍て先づ其修正案に對する決を採ります、髙田耕平君の修正案に同意の諸君の起立を求めます

起立者　少數

○議長(大岡育造君) 少數であります――否決――他は委員長報告通り御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、仍て本案第二讀會は可決致しました。

○岩崎勳君 直ちに本案の第三讀會を開き、第二讀會に於て修正議決の通り、可決確定せられんことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ直ちに三讀會を開きます。

道路法案(政府提出) 第三讀會

○議長(大岡育造君) 御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ第二讀會決定の通り可決確定したることを宣告致します。

○岩崎勳君 議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち玆に小川平吉君外十七名の委員に付託したる、佛國首相遭難慰問に關する決議案を繼續議題となし、委員長の報告を求め、且つ其審議を進められんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ、日程は變更せられました――委員長小川平吉君。

決議案

〔小川平吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○小川平吉君 諸君、巴里に於ける講和會議議長「クレマンソー」閣下が兇漢の爲めに負傷せられましたのは、洵に痛嘆に堪へざる次第でござります、講和會議は其關係せる國家並に民族の範圍頗る廣汎に亘り、又其協議すべき事項の頗る多岐に亘るが爲めに、恰も世界を改造するが如き觀がござります、歷史有つて以來未だ曾て見ること能はざる所の最も宏大なる、又最も重要なる事件であります、殊に其正義人道を維持し、宇内に於ける恒久的平和の基礎を確立せんと欲する所の崇高なる目的を有する點に於きまして、全世界人類の讃歎を博し、吾々の將來の歷史に向つて、永く燦爛たる光輝を放つべき所の最も偉大なる事業と謂はなくてはなりませぬ「クレマンソー」閣下は此會議に於て議長の要職を占められまして、老齡の身なるにも拘らず、驚くべき精力を發揮せられ、其卓越せる智力と、非凡なる所の才能とに依りまして、能く此大なる會議を主宰せられ、會議は豫定の徑路を辿りつつ最も圓滑に且つ最も迅速に其の目的に向つて進みつつあることは、世界人類の尊敬且つ推奬して措かざる所でございます、吾吾は閣下の手腕と其熟誠とに信賴致しまして、此世界に於ける偉大なる事業の速に完全に成就せんことを希望して止まざる者でございます、然るに此際閣下が兇漢の爲めに負傷をせられましたるのは、洵に驚愕に堪へず、且つ憂慮措く能はざる次第でござります、聞く所に依りますれば、幸にして負傷後の經過は極めて良好であると云ふことでござりますから、吾々は聊か慰むるところはあるのでござります、吾々は一日も早く閣下の負傷が平癒せられまして、倍舊の勢力を以つて再び議長の椅子に著かれ、會議を主宰せられまして、此偉大なる事業の速に完全に成就することを希望して已まないのでございます、玆に委員會の結果を御報告申上げますが、吾々委員は御付託に依りまして直ちに會議を開き、不肖私委員長に、金杉英五郎君理事に當選致し、愼重なる協議の結果成案を得ましたのでございます。玆に之を朗讀致します。

日本帝國衆議院ハ講和會議々長佛國首相クレマンソー閣下ガ兇漢ノ爲負傷セラレタル報ニ接シ憂慮ニ堪ヘス特ニ院議ヲ以テ深甚ナル同情ヲ表シ併テ平癒ノ速ナラムコトヲ祈ル

以上の通りでございます、どうぞ滿場の御賛成を願ひます。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 委員長報告に贊成の諸君の起立を求めます。

起立者　總員

○議長(大岡育造君) 滿場一致――可決。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 日程第二、大正六年法律第六號中改正法律案、第一讀會の續を開きます、委員長漆昌巖君。

第二　大正六年法律第六號中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）（確定議）

〔漆昌巖君登壇〕

○漆昌巖君 大正六年法律第六號中改正法律案の委員會の經過と結果を御報告致します、此大正六年法律第六號は、其内容は諸君の御承知の如く軍人の恩給に關係して居るものであります、此軍人の恩給は四十四年四月一日前と一日後と此恩給に差があるのであります、其差が即ち四十四年四月一日後に武官の增俸があつたが爲めに、恩給に差がある、其恩給の差を均霑して貰ひたいと云ふことが、恩給者の請願でございます、是が屢々本院の請願に上つて、終には此大正六年法律第六號を以て、法律では均霑されたのであります、然るに實際の給與に於ては漸次繰上げるやうな法になつて居つて、一時に此給與に付て均霑が出來て居らぬ、それを今回又々請願もあり、政府も今回は四月一日より全く給與の均霑をすることの方針だと云ふことでございます、然るに委員は昨年非常に物價の暴騰に鑑みて、之を本年一月から給與して欲しいと云ふことが、委員一般の希望でございまして、此事は當局の大藏大臣にも折衝致しましたが、政府は此の年度、即ち四月以後に是非して貰はなければ、今更其遣繰にも差支へると云ふことであつたのであります、そこで委員は斯う云ふ希望を以て原案を可決致しました、其希望と申しますのは、何れ近き將來に於て、是非此文武官共に恩給者に向つては、此給與方の改正のある時機があるであらう、其時には此軍人の廢兵は國家の爲めに職務に從事して、足が無くなつたり、手が無くなつたりしたと云ふ不幸なる者である、之に對して今日までの恩給の給與方が少いので、之を直すこと、それから遺族の扶助料及び進級者と云ふ者が、其階級だけの恩給を取つて居らない、是は唯々階級だけ上つて、恩給は其前に取つて居つた割方になつて居るので、之を矢張進級をした者であるならば、即ち進級相當の階級だけの恩給を與へられるやうに、改正になる時に於ては御考慮あらんことを希望する、此希望を以て委員會は原案を可決致しました、此段御報告致します。

○岩崎勳君 本案は讀會の順序を省略して、委員長報告の通り可決確定あらんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ、本案は讀會の順序を省略して、委員長報告通り可決確定したる事を宣告致します――日程第三及第四は、同一委員に付託したる議案なるに依り、一括議題となし報告を受け、決議は別々に採りたいと思ひます、御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長(大岡育造君) 一括議題と致します――三土君。

第三　時局の影響に因る地方稅制限擴張に

俸と云ふに對しては、別に意見を申しませぬ、教師の増俸と云ふ——中等及初等教育の教師の俸給と云ふ方に至りますると、同じく委員長が説明をしたる次の日程にある所の高等教育機關の擴張の法案と對照して見ますれば、頗る疑が起るのであります、一發現内閣は、教育に對しては從來の方針を一變するのである、時宜に依つて一變するも洵に宜しい改善は必要でありますから、善なる途に向つて教育の方針を一變せられることは、一般の希望する所でありますけれども、今計畫しつゝ現れ來つた所の中に考慮考案なる御答辯はありますけれども、如何なる考慮考案かは吾々は敢て推察は致しませぬ、現れ來つた所に依つて見ますれば、悉く改惡、世の時運に伴はざる、世界の大勢に伴はざる所の方針を執り來つて居るのであります（「のう〳〵」「ひや〳〵」「反對すれば宜いではないか」「改惡とは何だ」「やり直せ」「靜粛に」と呼ふ者あり）諸君、昨年第四十議會に於て政府が提出せられた所の、小學校教員俸給の國庫負擔法と云ふものは、如何なる規定になつて居るかは、諸君は御承知の筈であります、此規定に依つて見ますると、第一條は、「小學教員ノ費用一部ハ國庫之ヲ負擔ス」第一條に於て小學教員の俸給の一部は、國庫之を負擔すると云ふことを教育の方針として居るのであります、第二條に至つては、「毎年一千萬圓ヲ下ラサルモノトス」、政府の支出額は、毎年一千萬圓を下らざるものとすと云ふことに決定して居ります、是が即ち國民教育基礎教育と云ふものに對して、國家が最も力を盡すべしと云ふ方針に定つて居るのであります、又此案を提出する時に、前文部大臣の説明は如何に説明されて居るかと云へば「國民教育を全然市町村の負擔に委すると云ふことは本旨に違ひますので、明治五年の學制頒布の當時に於て、既に國庫から相當の支出を致すと云ふ趣旨は定つて居ります、續いて其趣旨に依つて國庫も支出して居つたのであります、明治十年西南戰爭の役よりして、國庫支出と云ふことは、財政の已むを得ざるが爲めに中止して居つたのである、愈々今回復活して國庫と地方費とに依つて基礎教育を完全に行ふのである」と云ふ説明を致して居る、是は單り前内閣が其方針を執つたばかりでなく、國民全體が其希望を持つて居つた事は、一昨年の全國教育會議に於ても「小學教員ノ俸給ハ是ハ全部國庫ノ負擔タラシムヘシ」と云ふ決議をして、文部省に持出したのであります、又昨年此法案を提出する以前に當つて、政府の機關たる臨時教育會議に諮問になつた、小學の改善を諮問になつた、其答申の第一としては「小學教員ノ俸給ハ半額ニ達スルマテ國庫カ支辨スヘシ」と云ふ答申を致して居るのであります、加之政友會の諸君は尙ほそれより以前、一昨年第三十九議會に於ては、斯樣な建議案を提出して居るのである、其建議案の文句には「町村費は益々多きを加ふるの勢なり是が爲に地方の衰微を招き自治團體の發達を妨くるの徴候歴々見るへし翻つて世界列國の實例を見るに小學教育費は國庫に於て其半を支辨するもの多く我國の如く其全部を町村に負擔せしむるもの一もあることなし」是は政友會の第三十九議會に於ける建議案中に、歴々掲げて居る建議案の趣意であります、（「其通りだ」と呼ふ者あり）而して此説明は提出者の一人元田肇君が説明して「唯々一言政府に向つて申述へて置きたい事があります、本案を提出した所以は、決して一朝一夕の考慮より出たのではないのである」と（「今も其通り」と呼ふ者あり）是が政友會の諸君も亦基礎教育たる小學教育に向つては國庫が負擔を——相當の負擔をすべきが當然である、世界各國市町村費に委ねて居る所の一も無いのである、斯樣な事は明に政友會諸君の認めて居つて、建議案までも提出したのであります（「感服したらう」と呼ふ者あり）之を見ても、基礎教育に重きを置いて、さうして國庫が相當の負擔をして行くと云ふことは、天下の輿論であつて、教育の方針又玆に確定をして居る、明治五年に學制頒布の當時より確定して居るのではないか、近來に至つても、矢張此趣旨が一層明確に確定致して居りますにも拘らず何を苦んで政府は此點に向つては國庫の支出を頗る避けて、地方税の制限擴張と云ふ方に轉嫁する（「反對せい」と呼ふ者あり）國庫の支出を地方税制限の擴張に轉嫁して、國庫經濟は知らぬ振をして、而して高等教育機關の擴張に、唯今委員長の説明さるゝが如く四千四百五十萬圓、臨時費に於て、尙ほ此上御内帑御下賜金の千萬圓、是だけを以て一時に三十校の高等教育機關を作り、大學の擴張を圖り、而して其經常費殆ど一千萬圓に近きものを、後來國庫の毎年負擔とすると云ふが如き案を立て來つたのである、世界各國何れの國か大學、高等教育機關を悉く官學、政府、設立にして居ると云ふ國が何處の國にあるか、中橋文部大臣は、日本は大學が極めて少ない、亞米利加の如きは百も大學がある、如何なる如何なる國でも澤山大學があると言はれましたがそれは其通りだ、併ながら何れの國か國家が大學を總て立てゝ置くと云ふ國がありますか、世界各國總て私立を歡迎し、私學を歡迎して、國庫は全く國家所要の學者の必要がある爲めに、官學なる大學を設立して居ると云ふのが、世界の各國の狀勢であります、而して政府が今回計畫したる高等教育機關の有樣は何の有樣である（「何を言つて居るのだ」「其の演説は何だ」と呼ふ者あり）説明書に依れば（「默つて聽き給へ」と呼ふ者あり）唯々高等教育の必要と云ふことは説明書には高等なる學校の生徒收容力、高等なる學校の入學志願者の將來並に其收容力增加の計畫、總ての學校の計畫は志願者の多少に依つて學校を設置すると云ふ説明より外、國家の必要如何と云ふ所の調査は、一も説明にも亦質問の答辯にも無いのであります、全く四萬人學生が支へて居る、五萬人學生が支へて居るから、之を收容すべき學校は全く焦眉の急であると斯う言ふので、國家官學の方針に依れば、假令志願者が無しと雖も國家が此點に於て高等なる教育を受けたる人士の必要があると云へば、大學を立てなくてはならない、又如何程志願者があるとしても、國家に於いて必要と認めざる所の學術を教授する學校は、決して立て、居る國は無いのであります（「簡單」と呼ふ者あり）是は皆な私學がやる仕事、故に世界各國皆な私學を重んじて、所謂高等なる教育を受くる者は、少數の國民富豪の子弟、自己の威力名望を博せんが爲めに（「受賣だ」と呼ふ者あり）學術であつて、國が國民全體より徴發する所の經費を以て、之を養成すると云ふものでは決してないのであります、斯の如く（「不必要なものなら反對すれば宜い」と呼ふ者あり）大學を作る方に向つては、一時に尨大なる豫算を提出して、在來教育の方針として來つた所の基礎教育の方に向つては、更に國家は力を盡さずして、政友會諸君の建議案に現れて居る如く、世界の各國は——一二を申せば、佛蘭西の如きは半額以上を國庫の負擔とし、又英吉利を見ても亦三分の一强戰爭前の獨逸を見ても三分の一以上は、即ち國家が支出して居るのであります、文部大臣が委員會に於いて樋口委員の答辯に答へまする——（「答辯に答へる」と呼ひ笑聲起る）質問に答へて如何なることを言つた（「簡單……」「簡單にしないとそんな間違が起る」と呼ふ者あり）如何に簡單と諸君が言つても此演壇に拙者が持つて居る演壇で……（此時發言する者多く議場騷然）

○議長（大岡育造君）　靜粛に願ひます、但し反對ならば反對、贊成ならば贊成、警告ならば、式に依つて警告をせられんことを希望致します。

○大津淳一郎君　希望と警告とを併せて述べて居ります——如何に答辯をして居るかと云へば、小學校の經費は町村の負擔、中學校中等教育の經費は府縣の負擔とすると云ふことが、個人としての考であると云ふことを述べて居られるのであります、今頃に至つて假令個人にもせよ、斯樣な御考を持つて居られると云ふことは、頗る驚入つた話である、教育は人を造るのである、人を養成するのであると云ふことを述べて居られますが、其人を養成するのに、町村自治體の爲めに人を養成するのであるか、國家國民としての必要より人を養成するのであるか、自治體の爲めにも、智德ある人格ある國民の必要は勿論の事でありますけれども、國家として亦智育德育に依つて、完全なる人格を有する國民の必要と云ふ事は申すまでもない、是が即ち歐洲戰亂の影響に依つて、直接に教訓を得たる教育の狀態であります（「委員會にちやんと少數意見を出せば宜い」「議員が皆な警告をやつては堪るものでない」「贊成か反對か決めろ」「議長今御許になつた演説は何ですか」と呼ふ者あり）本員等は昨年の小學校教員俸給の負擔を定めます時に當つても、必ずしも地方費の輕減を主張したのではないのであります、地方費及地方費に屬する所の中等の教育機關の經費、及小學校の經費を合せれば、約一億圓に達して居るのが、是が現在の地方費の負擔である、此上に國庫は地方費の負擔に屬すると云ふことは頗る國庫の（「何を言つて居る」と呼ふ者あり）教育に對する冷淡と云ふことを示すのであるが故に、此點は飽まで政府に向つて忠告を致して置かなければならぬと云ふことを、昨年來述べて居るのであります（「それで贊成すれば變節になります」「議長此演説は何です」「贊成か反對か分らぬ」「反對して贊成すれば變節になります」と呼ふ者

あり）能く御聽なさい、是は教育の方針を政府が誤つて居る所に對し、警告をするのであります（「何が誤つて居る」と呼ふ者あり）拙者は誤つて居ると見て居る（「男らしくやれ」「反對するのに何故贊成するか」と呼ふ者あり）中等教育に向つて經費の支出を必要とすることは、吾々も同じことであります、町村費に於ても、府縣費に於ても中等初等の教育に向つて費用の支出をしなければならぬと云ふことは吾々も感じて居ります（「そんなら宜いじやないか」と呼ふ者あり）併ながら今日の我國の初等教育の如きは、頗る不完全を免れないのである（「苦しい反對だね御氣の毒」と呼ふ者あり）吾々は常に主張して居る如く、世界各國、我國の如く初等教育に六箇年の義務年限と云ふ國は、何れの國にも無いのである我國も早晩義務年限を擴張して、八箇年とすると云ふことは、是は當然の趨勢に屬して居るのである、唯々是は政府も既に之に同意はしたが――前内閣の如きはしたが、唯々地方費を增加せしむると云ふことを憂へて居つたのであります、併しながら政府が今回の如き計畫を教育の上に立てやうと云ふのであるならば、此の制限擴張より生ずる一千一百萬圓の金を、義務教育の擴張費に充てると云ふが如きことに至りましたならば、是れは容易に出來ぬのであります、又國庫が一千萬圓の支出を敢てすると云ふ如くなれば、假令是れは一箇年を限る臨時費と雖も、學校の增設の如きは容易に出來ぬのでございます、況や御内帑金の御下賜が多少ありとすれば、輙すく八箇年の義務教育の如きは出來るのであります、然るに斯樣に不完全な基礎教育の改良をして行かうと云ふ點に向つては、更に現内閣は力を盡さずして、少數なる國民機關たる所の高等教育に力を盡して、基礎教育たるものを閑却すると云ふが如きは、教育の方針を頗る誤つて居るものである（「何が誤つて居る」と呼ふ者あり）世界の大勢に順應しない遣方であると云ふことを、爰に忠告をして置かなければなりませぬ（「それで贊成すれば變節です」と呼ふ者あり）更に世界の大勢を見ましたならば（「世界の大勢など聽かぬで宜しい」と呼ふ者あり）國家の行政なるものは、多數國民に利益を及ぼすと云ふのが、即ち國家行政の本旨として之れを民本主義とする、而して如何なる國も多數國民を利益する多數國民の利益を享受すべき政策を執つて居るにも拘らず、是れと反對なる政策を行ふと云ふが如きは、全く民本主義を沒却し、社會政策と云ふものを顧みない遣方である、斯の如くして斯樣な政策を續けて行かうと云ふことになつたならば、勞働者細民の反感嫉視と云ふものは、當然來るべきことは免れざることであると私共は思ふのであります。

（「反對かい」「無恥」「厚顏」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます、尙ほ演說者に重ねて申します、議場整理の爲めに、贊成の演說は贊成、反對は反對の例があります、仕方があります、老練なる大津君、警告は別に警告の法もありますから、混雜しないやうに願ひます。

（「正當です」「レールを走れ」と呼ふ者あり）

○大津淳一郞君 政友會の諸君は、豫て建議案の前に述べたるが如く、假令今日は時局の影響に因つて多少地方の經濟は餘裕を生じたとしましても、是れは一時的の事柄で時局は將に完結せんとするのであります、而して諸君が、此建議案を提出したのは一昨年の七月、米價が一石二十三圓して居る時代のことであります、一昨年より昨年に掛けて、諸君が地方費の爲めに町村が極めて困難に陷つて居るからと、地方費の輕減を絕叫して居られた諸君が、今日直ちに此の時局の影響に名を藉りて而して四千萬圓の增徵を地方人民に強ゆると云ふが如きは何事である、吾々は決して地方の人民が、此の四千萬圓の負擔に苦むとは信じて居らぬけれども、政友會の諸君は、地方の人民は負擔に苦んで居るから輕減をしろと云ふことは絕叫したのではありませぬか（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）吾々は負擔に苦んで居るとは見ないけれども、國家が相當の經費を基礎教育に負擔すると云ふことは當然である、既に一億圓の負擔をして居る者に向つて國家は何等の支出の無いと云ふことは、不道理であると云ふ故を以つて一億圓に對して、本年度は僅に一千萬圓の支出があつただけであります、是れは國民全體の被るべき利益の教育に向つては、國家は一千萬圓、而して少數なる國民の受くべき利益の高等教育機關に向つては、前後を通じて殆ど每年二千萬圓の金を支出するに至るのであります、臨時經費を除いて――斯の如き狀態になつて居るに、政友會の諸君は、昨年は國民の負擔に苦しむ、地方費の負擔に苦しむと云ふことを絕叫して置きながら、今日は政友會内閣が地方費の負擔を增徵しやうと云ふ案を提出するが如きは（拍手起る）頗る矛盾極つたところの行動と言はなければならぬのであります、（「論旨支離滅裂なり」と呼ふ者あり）昨年四十議會に於て提出したる場合に當つて（「何を言つて居るのだ」と呼ふ者あり）今の文部大臣中橋君は、昨年の教育案の時の委員長であります、如何なる事の報告を致して居つたかと申せば斯樣な事を申して居る（「分つて居る」と呼ふ者あり）「二三點に於て政府當局の言明を得ました、當局の同意を得たのであります、其言明を得ましたのは、一千萬圓の支出金額を、速に二千萬圓近くにして貰ひたいと云ふことの希望を述べたのでありまするが當局者は之に對しまして、出來るだけ速に其希望の達するやうに努めますと云ふ、言明を得ましたのであります」斯樣に文部大臣は、速に一千萬圓を二千萬圓にさせると云ふことの言明を得たと言つて、欣んで議會に報告をして居るのであります（「何を言つて居るのだ」と呼ふ者あり）而して自己が文部大臣になれば、之を忘れたるが如く（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）少しも此點は顧みないで、假令個人にしても、小學の經費は町村の負擔、中學の經費は府縣の負擔が當然であると、自分個人として考へて居る者でございますと言ふに至つては何等の信念を持つて此職に立たれるやと云ふことを、頗る疑はざるを得ないのであります（拍手起る）それから政友會の諸君は又此委員會に於て、一千萬圓中百萬圓を貧弱なる町村に潤振ることの金額を除き、九百萬圓中町村の負擔輕減に大部分を用ゐられんことを望みますと云ふ希望を提出して、是亦文部大臣の許諾を受けたのであると云ふ報告を、中橋文部大臣が致して居るのであります、昨年の三月までは米價が何程して居つたか如何にも今日と違ふことは違ひます、併ながら當時と雖も、米價は一石二十五圓して居つたのであります、二十五圓して居つた當時に、町村の負擔が實に苦しいから之を輕減しろ、成べく町村の負擔の輕減に此一千萬圓を用ゐろと言つて置きながら今年の今日に至つては、地方費に餘裕が存るからして、乃ち此四千萬圓を地方費より增徵して之を教育費に充てろと言ふが如きに至つては、實に其變說改論も、此に至つて甚しと私は言はなければならぬのであります（拍手起る）何所に方針が在るかを疑ふのであります（「反對か何だ」「君の演說と同じだ」「反對なら反對しろ」「君が贊成すれば變節だ」と呼ふ者あり）文部大臣の說明は深く私は追窮は致しませぬ（「追窮し給へ」と呼ふ者あり）時々質問に依つて言葉を變へるのであつて（「それは君だ」と呼ふ者あり）私學を何故疎んにせぬかと問へば、希望はございます、亞米利加の如く致したいが、日本は貧乏で困ります、師範學校に入學者が少くて困ると言へば、米がどん〳〵今日入つて來まして、米價も下るのであらう、今に不景氣も――段々景氣も惡くなるのであらうから、師範學校入學の志願者が續々殖えて來るであらうと述べて置きながら、其言葉の末から、それならば此時局の影響に關して、地方税の制限を擴張して增徵をすると云ふことは、甚しき間違でないかと言へば、大藏大臣が昨日貴族院に於て述べたが、昨年中會社の拂込をした金額は何億何千萬圓、今年は何億何千萬圓、日本は成金になりましたのでござると、斯樣に答辯してござるのであります、質問に依て說明を異にして居ると云ふが如き、中橋文相の答辯には深く重きを置きませぬけれども、唯々政友會の諸君がです、斯樣に三分の一以上を世界の各國が基礎教育に支出して居る、町村費に許り依て居る國と云ふものは、世界各國何れにも無いのである、國家は多額の金を支出せよと云ふ議論を致して置きながら、今年は却つて地方税を增徵して、國家が支出すべき金を郡村費に轉嫁して、而して漫然として之を觀んで居ると云ふのは、何等の變說改論だ、（拍手起る）斯樣な事をして居ると云ふことは、現内閣即ち教育に對する方針は、基礎教育から大學の教育までを通じて、如何なる方針を以て教育を振興させるかと云ふ事の方針が一つも定つて居らぬのである（「ひや〳〵」「君の演說の方針が定まらぬ」「默れ」と呼ふ者あり）原首相は各處の演說に於て、吾々は從來執り來つた方針に依つて教育の擴張を圖るのであると說明して居る、之を四大政綱の一つとして居ると云ふことでありますけれども、從來執り來つた方針は如何なるものだ、唯々高等教育機關だけを拵へて其他の中等教育初等教育の事を質問して說明を求むれば、唯々考慮中と云ふ考慮中と言ふのは即ち政綱の一策であるとは是亦奇妙な政綱の一つと言はなければならぬのである、（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）併ながら唯々言葉――教育の擴張と云ふ何人も反對せざる言葉を藉りて吾

々の方針とする、政綱とすると言ふのであつて、何等一點教育に對する方針の定つたるものが無いと云ふことを白狀致して居るものと申して差支ないと思ひます（拍手起る、「贊成か反對かどつちか」と呼ふ者あり）本員等は已むを得ず一時的（「已むを得ずとは何だ」と呼ふ者あり）一時的の事柄として…

（「何を言つて居るのだ」「反對なら反對で堂々とやれ」「何が何だか薩張分らぬ」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○大津淳一郎君　贊成致す者であります、實は吾々は此本案は否決致したいと云ふ希望を持つて居りました、併ながら早や既に豫算案を通過したる今日、（「早や既にどうした」と呼ふ者あり）豫算案を通過したる今日此案を否決して、而して政府に此案に代るべき國庫の支出を要求すると云ふが如きは、餘り苛酷に失するものであるが故に、全く一時的のものとして、已むを得ず本案に贊成する者であつて、（「已むを得ずとは何だ」と呼ふ者あり）政府は速に此一時的增徵と云ふことを御止めにして當然國家が支出すべき世界の大勢に依り、我國の輿論に依つて、而して基礎教育に向つて、二千萬圓は勿論のこと、是は既定の金額である、其以上の支出をし、併せて中等教育に向つても、亦國家が要求する所の教育であるが故に、之に向つても亦國家が支出すると云ふことは當然の事として、政府は此方針に依り、高等教育機關は、早や既に今度の計畫に依つて、是以上私學を壓迫せず、成べく私學に依つて而して高等の教育は課すべきもの、國費を以て而して高等の教育は、總て官學の方針に依ると云ふことは以前獨逸の教育を眞似たるものであつて、今日世界何れの國にしても、左樣な計畫を立てゝ居るものも無いのであります、吾々本案に對しては否決したい無論精神であるが、之を否決して、其代りに國庫の支出をせよと言ひましたならば、既に豫算案を通過したる今日、財政計畫の上に於て、難きを現內閣に責むるものであつて、一面之を止めると云ふことも、亦實際地方の狀況に於て苦しき事情があるが故に、已むを得ざる所よりして之を一時贊成を致して、後年度に於て確的なる教育の方針を立てゝ、議會に臨まれんことを警告致して置くものであります。

○岩崎勳君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎勳君。

○岩崎勳君　本案、即ち日程第三に對しては、讀會の順序を省略して、委員長報告に對し、贊否の採決をせられん事を望みます。

（「贊成々々」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

（「異議なし」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ讀會の順序を省略致します、委員長報告に贊成の諸君の起立を求めます。

起立全員

○議長（大岡育造君）　滿場一致――可決。

○高見之通君　議長。

○議長（大岡育造君）　高見君何ですか。

○高見之通君　議事の進行に就て發言を求めます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

〔高見之通君登壇〕

○高見之通君　諸君、私は議事の進行に就て發言を求めましたが、總て議會の議事の討論の精神と云ふものは、はつきり明確でなければならないと云ふ事を確信致します、總て討論が贊否何れの間に在るか不明であると云ふことは、議會政治の墮落を招くものではないかと私は考へます、今日立憲政體が非常なる勢力を以て、專制政治と云ふものを排斥するのは何であるかと云ふと、專制政治は闇黑政治である不得要領の政治である、公の前ではつきり贊否を論じて、さうして多數に依つて決すると云ふことで、公明正大なるものが立憲政治の特徵であります、是が議事の上に於て、其贊否が分らぬ議論を弄ぶと云ふことは、言ひ換へれば立憲政治を墮落させるものであると思ひます、私は今後斯の如き事のないやうに特に御告して置きます――警告して置きます、それから私は尙ほもう一つ誠に殘念に堪へざる事があります、それは其處に御在でになる三木君と議長との間に、過般大藏大臣に對する誹毀とか色々の問題になつて取消になりました、去りながら其時に誹方であつたか知らないけれども、吾々同僚三百八十有餘名の面前で、傍聽が二千人も居る、そこで何人が此問題に就て、自分が斯の如きことを言うた言うた者は我であると云ふ事がそこに現れずして、其儘に幸ひ二三の人の誤解取消の蔭に隱れて自己の行動を其儘湮滅させて喜んで居る、斯の如き行動は如何にも男子らしくない女々しい、故に私は二月十一日の青山に於ける其時の宴會の席上で、原總理大臣及貴衆兩院の議長が、今日まで何等の爭なく、立憲政體が三十年間行はれたのは誠に芽出度い、海を越えて彼方には悲風慘憺たる事があるにも拘らず、此和氣藹々たる三十年の憲法紀念と云ふことの此席上に、誠に喜ばしいと言はれたが、私は衷心之を祝福致しました、それは何であるかと云へば（「それが議事の進事か」と呼ふ者あり）御互に國民が敵になつても味方になつても噓は吐かない、御互に了解をして居ると云ふ、日本人の特性の然らしむるものであります、それが數千の眼の前に公々然と隱れて喜ぶと云ふやうな卑劣な行動をして、それで得々とすると云ふやうな事では、今後幾年の後に於て、過般祝福したやうな憲法の祝宴と云ふものが、出來ないことになるかも知れぬと思ひます、それ故に願くは過去の事は申しませぬが、今後御互に明にやる、公明正大にやると云ふ事にして貰ひたい、是が議事進行の問題である、斯の如く惡い方法に依つて取扱はれ、又不得要領に取扱はれ、隱れてやると云ふやうな暗黑に取扱はれたならば議事精神が滅却するのでないか、其滅却するが爲めに眞に議事をして立派にやらせることが、即ち議會政治の根本でありますから、特に之を警告するのであります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　日程第四に移ります、決を採る前に尙ほ通告があります、贊成の通告であります――樋口秀雄君。

〔樋口秀雄君登壇〕

○樋口秀雄君　私は此の法律案には贊成を表して居る者であります、殊に其目的から申しまして、事高等教育機關の增設をして、多數の入學を希望して居りまする學生の要求に應ずると云ふこと、並に時勢の進運に伴うて最高學府を多く致しまして、科學並に其他の文化に於て、貢獻する所の多からんとする目的に對して、贊成を致すのであります、併しながら此の案に對して、全然鵜呑的に贊成を表した次第ではない、先刻三土委員長からも報告がありました其際多少の希望條件等を附したのではありませぬが希望の意味の御陳述が各派から出たことは、既に御報告になつて居ります然るに其報告の中に少しく落ちて居る點がありはしないか、委員長は餘り重要なる意味を以ての希望に非ずとして、御謂ひになつたのかも知れませぬが、獨り本員のみならず、各派の諸君から出ました希望中に、此法律案を實行し、其實行の結果高等教育機關を增設されまするに付て政府に飽くまでも御注意を望む所があり、又政府の此案に對する質問應答の中に言明せられました言質を國民の前に述べて、さうして其實行に付て十分吾々の趣旨を徹底して戴きたいと思ふのである、第一の點は既に大津君が論及致しましたから、餘り詳しくは述べませぬ、即ち此教育機關の增設と云ふ事は甚だ結構なる事で、私共は明に贊成致しまするが、是と同時に其基礎たるべき中等教育、並に初等教育の完成と云ふ事に向つても、政府は少くとも、此案に努力せらるゝと同樣の熱心を以て御經營を願ひたい斯う云ふ希望を申述べた所が當時文相の答辯の中にも、政府に於ても此點に就ては考慮しつゝあると云ふ一言があつた、近頃は政府の閣員諸君は、頻りに考慮中と云ふことで御答辯になりまするが、此御考慮中は必ずや實現させて戴きたいものであると云ふことも、希望の一つとして述べて置きたいのである又學校の增設設備だけを致しまするのは、是は外形上の振興でありまして、內面の教育內容の改善には餘り影響は無い、そこで高等教育は勿論、中等教育並に普通教育に對しましても現在の制度の上に於て多大の改善を要すべきものがある、即ち單り形式のみならずして內容に就ての改善を願ひたいと云ふ希望を述べました所が、是も考慮中であるさうである此責任ある國務大臣の考慮中と云ふ言質に依つて、吾々は飽まで現政府が此點に對して更に步を進めて著々實行せられんことを希望するのであります、第二は此高等教育機關の增設に要しまする財源に付て少しく遺憾の點がある即ち本案に依りますれば、是は借入金であります、借金をして教育をさせると云ふ斯う云ふ案であります、此財源に付ては他に政府は――考慮好きなる政府は、他に名案を御持にならぬことかと云ふ事を反問致しました所が、今の財政の狀況に於ては他に仕方がないから、此借金――借入金等の形式を執つたのであると云ふ御答辯である左すれば政府に於ても、此借入金政策を以て學校の經營をする、高等教育機關の完成をすると云ふ事は本來の趣旨ではないやうである、已むを得ぬから一

時此形式を執られたものと思ふ、誰方でありましたか委員中の――或派の委員の諸君の中には、此學校の經營、教育機關の經營――新設と云ふが如き事には何故に此借入金の方法を執らずして、例へば減債基金の一部を割いて之に廻すことをすれば、强て新に此教育機關の爲めに借入金をする必要はないではないか、何故此方法を執らなかつたかと云ふ御質問が出た、之に對する當局の御答辯は、それも一法でありませうけれども、政府の意見は此減積基金に及ぶのは、今に於て最上の法でないと考へる、時機に於きまして最良でないと考へたが故に、暫く此法を執つたと云ふことである、已むを得ざる事と致しますれば、此借入金を以て經營を進めるのも、一時は吾々は敢て異議は申しませぬが、政府に於て更に財政の餘裕を生じ、若くは他に名案が出た時には、此借入金を成べく少くして、斯の如き爲めに借入金をする事のないやうに、此完成の上まで――尙ほ他の方面から財源に付ても、一段の御考慮あらんことを希望して置くのであります、第三は御下賜金の用途の事であります、畏多くも今回一千萬圓の御手許金を高等教育機關の擴張と云ふ事に付て下し賜つたと云ふ事は、吾々國民が深く聖慮に對して肝銘措く能はざる所であります、然るに御下賜金の如き重大なる意味を持ち畏くも　上御一人の聖意を以て賜はりました所の御下賜金は、吾々の考を以てしますれば明に是は御下賜金に依つた所の經營である、或は其金の一部を積立つて、永遠の事業に供すべきが如き方法を以て、何時までも、御下賜金の難有さを後人に傳へるのが、最良の方法でないかと私共は思ふ所が今回此御下賜金は、總計四千四百五十五萬圓と云ふ總額の中に打込んでしまつてどの部分が御下賜金になつたか更に分らない、新に増設されました所の高等教育機關に於ても、吾々は學校が増設の爲めに御下賜金を賜つたと云ふ事は、御下賜金のあつた事に依つて知つては居りますが、其御下賜金の――難有き御下賜金を飽まで後まで――後の學生をして同じく之に對する、肝銘の念を深からしむるやうな設備の無いのを私共は遺憾とする、併し此御下賜金の事は敢て深く言及することを好みませぬが、是と同時に此の政府の今回の計畫を見ますると云ふと、四千四百五十五萬圓の中、一千萬圓は御下賜金、他の三千四百五十五萬圓は借入金であるかと申すと云ふと、形は借入金であつて――萬一の時には借入れるのであるけれども、政府の期待されるが、如くんば是れは恐くは其の三分の一位に過ぎざる借入金に過ぎないかと云ふやうなことを、文相の御口から發表された、乃ち私から文部大臣に對して質問致しましたところが、文部大臣の御答辯には、先づ寄附を今回は强制するのではない、全部の寄附を取るのではない、前内閣が試みたるが如く全部の、教育機關設置に對する費用を地方から寄附を迫るのではないが、若し富豪等の寄附があれば喜んで受けるのである、然らば其寄附額は、總計どの位の御見込であるかと云ふことを申しましたところが、今のところで明かなる算當は付かぬが一千萬圓位の寄附金はあるかと思ふと云ふ、斯う云ふ御話であつた、其一千萬圓の寄附金と言はれた言葉に依りまして、其他の質問に答へられたる所と綜合して見ますると云ふと、從前の如く全部を取らずして、例へば七十萬圓の設備費ならば、四十萬圓を取る、百萬圓の設備費ならば七十萬圓を取ると云ふ風にして、一部だけ寄附金に仰ぐやうに御答辯がありましたから、若し果して其位にして尙且一千萬圓でありますると致しまするると、其文相の言明か確かであると致しますると、既に二三決定しました或る地方等に於ては、全部の寄附金を受けられて居る、三分の二若くは二分の一位の寄附金で豫算されて、一千萬圓あるべきものならば、二三略々決定されました地方に於て全部の寄附を取られた、此勢を以てしますれば三千四百五十萬圓の中、殆ど二千五百萬圓位の寄附金が出來るか知らぬと私共思ふ、しますると御下賜金の一千萬圓に二千五百萬圓の寄附金があつたとしますれば、跡は僅に一千萬圓内外の金で、此大擴張――教育機關の大擴張が出來ると云ふ政府から言はしむれば、濡手で粟の功名でありまするが、斯の如き事を果して寄附金のみに依つてやると云ふ案が教育擴張の方法として、最良のものであるか否かと云ふ事に付て疑はしい（「最良々々」と呼ふ者あり）のみならず、此寄附に付て特に政府に御注意を望みたい事がある、政府は成程寄附をせよと言つて强請はされぬでありませう、併ながら先年も司法當局が、控訴院を賣物にして、三地方から寄附金高の競爭をさしたやうな例が無きにしもあらず、政府は强て之を强要せずと雖も、此學校の設立を大旱の雲霓の如く希望して居りまする地方民から申しますれば、勢ひ競爭して、成べく多くの寄附金を出したいと云ふ爲めに、無理算段を致し、假令縣の租税に依る寄附は受けずと雖も、文相御答辯の中の一つには、縣の財産の寄附を受けた例があると云ふやうな一言もあつた、左すれば斯くして新に租税を賦課して縣税を募り、之に依て寄附を致すが如き弊害は無いと致しましても、勢ひ此設置場所の競爭よりして、各府縣をして、過大の負擔に苦しましむる處がなきにあらずやと思はれます、此點に就て政府は委員會其他に於て御答辯あつた事を、飽までも固く守られて、地方をして斯の如き迷惑を受けざらしむるやうに、十分の御注意あらんことを希望する譯である、第四には私立學校に對する態度であります、此案に依りますると云ふと成程二十九校の新設其他多大の擴張がありまするが其擴張をなさる時に、政府は昨年までの私立學校の入學者の數と云ふものを依然七千人と積つて、更に擴張いあるものと看做して居らない、看做して居らないは宜しい、宜しいが、假令是だけの擴張を致しましても、尙ほ此完成致しまするまでに、事實七八年の年月を要する、其時になつて年々歲々に増加する中學生、其中から高等學校への入學を志望しまする者が次第に多くなつた時には、是だけの設備ではまだ足らぬのである、政府自身でも是で十分であると言はぬが、先づ是で宜しい、七八年やつて今後の形勢を見る、更に考へやうと云ふ御答辯がある、然らば是だけの擴張をしましても、七八年後の形勢に應ぜらるゝやどうかは疑がある、而已ならず五萬の希望者に對して二萬を收容すると云ふ案を以て、此日進月歩教育界の進歩の狀態、及進歩に伴ひまする高等教育を受けんとする志望者の數の増加、是等の事を合せますると、到底官設高等學校の擴張のみを以てしては、十分民間の需要に應ずることが出來ない、然らば之を補ふには、私立學校を補助し、完成せしめ、之に依つて官私兩校相俟つて進むことが、高等教育機關擴張の方法として最善の方法と信じて居る、是は中橋文相は屢々米國の例を引かれました米國の如き私人の寄附に成りまする私立大學の増加を望むけれども、日本在來の慣習、財界の狀況を以てしては、希望は出來ないが、其他の方法を執つて私立學校の發達を圖りたい、斯う云ふことで此私立學校の補助完成と云ふ事、私學の振興と云ふ事に御同情のある點は見受けられましたが、是も例の考慮中か知れませぬが、未だ何等具體的に私立學校をして、國家の恩典に浴すべき設備が實行されて居ないと云ふ願くば文相か議員の質問に答へて、私學奬勵と云ふことが唯々の空理空言でなく、成べく速に所謂考慮中なる考慮病を成べく早く快復されまして、一日も早く私學奬勵の途に就かれんことを私は深く希望する者であります、此案に對して贊成すると同時に、政府に希望する所は以上の四點でありますが、是等の事を綜合して見まして、必ずしも政府當局を責めるのでありませぬが、率直なる床次内務大臣が、二十二日の委員會に於きまして、實の所自分の方で提出した案即ち地方税制限擴張の案は、姑息の案には相違ないが、極く是でやるより仕方がないと云ふ、極く正直なる告白があつた、其姑息なる案は地方税制限擴張のみでない、此の高等諸學校の増設に關する實行方法に至つても、以上申述べた如き幾多の缺陷があつて、謂はば姑息の案であるが、姑息たりとも此案無きに如かず、必要に迫つて居りますから、高等教育機關増設の爲めには、吾々は其方法は孰れも滿腔の同意を表して贊成致すのでありますが、是と同時に如上述べました種々の希望を政府が容れられて、一日も早く此事の實現に努められんことを深く希望して置きます（拍手起る）

○岩崎勳君　本案、即ち日程の第四は、讀會の順序を省略して委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に、御異議ありませぬか。

（「異議なし」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ、本案は讀會の順序を省略して、可決確定したることを宣告致します。

○岩崎勳君　此時議事日程の變更に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に第二號、大正八年度歲入歲出總豫算追加案を議題と爲し委員長の報告を求め且つ之を審議し、次に政府提出衆議院議員選擧法中改正法律案の第一讀會を開き、政府の説明を求め、且つ之を審議し、引續き其議案の審査を付託すべき委員の選擧を行はれんことを望みます。

（「異議なし異議なし」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか――御

異議なしと認めます、豫算委員長齋藤珪次君。

第二號、大正八年度歳入歳出總豫算追加案

〔齋藤珪次君登壇〕

〔拍手起る〕

○齋藤珪次君　第二號、大正八年度歳入歳出總豫算追加、之を豫算委員會に於きまして議了致しましたる點を御報告致しまする本案は唯今議決になりましたる第四の日程、即ち高等諸學校の設備に關する法律案と關聯を致して居るのであります、即ち彼の案は此追加豫算の財源を作るべく、公債若くは借入金を爲すことの權能を與へらるゝ法律案でありまして加ふるに一面御下賜金の一千萬圓を加へて、此追加豫算の財源と致して居るのであります、それ故に本案は大正八年度に於て要求する所のものは、二百九十八萬餘圓でございまするが、續いて大正十三年度まで六年間の繼續事業と致して、乙號議案も提出致されて居るのであります、即ち乙號議案が合計四千四百五十三萬四百二十圓でありまして、其項目等は之を略しまするが、之が六年間に支出をされるのであります、而して金額は斯の如くでございまして、本案に對しましては、總理大臣、大藏大臣、文部大臣に對して、都合三日間の質問もございました、併しながら歸する所のものは、先刻三土忠造君委員長として、前の案に付ての說明を致された時に、陳述致されたる事と大體に於て變りがないのであります之を私今更繰返すの必要はなからうと存じまする、唯々一言以て之を蔽ふて置きますれば、借入金を爲し、公債を以て此學校の設備を爲すと云ふことは、甚だ不都合であると云ふ質問に對して、是は一時的のものである、即ち學校將來の恒久的の經費であれば、是は公債借入金で出來ぬけれども、今のは全く設備であるが故に、六年間に唯々一時に使ふだけのものであるから、是は公債借入金を以て爲すも何等差支がないと云ふことは、政府の明言して居る事でございまして、是は一言附加へて置くのであります、而して之を議しまするに當りまして討論に移りまするど、各派共少しも異存はございませぬ大體に於て皆な之を贊成致したのであります、尙ほ之に對しまして林毅陸君より、希望として附帶決議を提出致されて居ります、其決議の要旨は、高等學校の教官養成としては、大學の學生を以て之に充つると云ふことが骨子であるが併ながら此多數の教官を養成し又幾多の教師を養成するに當つては、單り大學のみに依賴せず、彼の高等師範の如き、若くは高等商業の如き、或は高等工業の如き是等の設備に對して相當の事を致して、是等より補足するも宜からう、又各私立大學其他の私立の學校に於ける秀才は之を用ゐて此高等學校の教員に充當するも可なりであらう、故に斯の如き者を用ゐらるることを望むと云ふことの趣旨より、其文案に依つて現れましたる所のものは「高等學校の增設擴張に伴ふ教官の養成に關しては帝國大學の外尙他の適當なる機關を利用せられんことを望む」斯樣な附帶決議を致しました、之に對しては文部大臣も至極御同意であつて、決して大學のみに依らず、他の高等なる機關に依つて、即ち唯今申した如き機關に對しても、總て之に依ることに致さうと云ふことを言明致されて、さうして是が通過致しました、故に本案に對しまして――尙ほ一寸落ちましたが、其他二三、個人として希望條件がございましたが、併し是は三土君からも申された如く、官立の爲めに私立を害せざるやう、此高等教育が出來たからと云つて、一方中等教育を忽せにしてはならない、中等教育の內容を改善し、又私立を壓迫せざると云ふ――壓迫せざるのみならず、益々發達に資する途を講じて欲しいと云ふことの希望であります、總て此趣旨に於て、原案は全會一致を以て之を認め、尙ほ此附帶決議も全會一致を以て決議致した次第であります、右の趣旨に依り原案全部全會一致を以て決定致しました、此段御報告致します（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　委員長報告通り御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長報告通り可決確定したることを宣告致します、次に衆議院議員選擧法中改正法律案を議題と致します――床次內務大臣。

衆議院議員選擧法中改正法律案　（政府提出）　第一讀會

衆議院議員選擧法中改正法律案

衆議院議員選擧法中左ノ通改正ス

第三條中「町村ノ事務ノ全部」ノ下ニ「又ハ役場事務」ヲ加フ

第五條　削除

第六條　郡市長ハ選擧長トナリ選擧會ニ關スル事務ヲ擔任ス

一　選擧區數郡市ニ涉ルトキハ地方長官ハ關係郡市長ノ一人ヲシテ選擧長タラシムヘシ

第八條第二號及第三號ヲ左ノ如ク改ム

二　選擧人名簿調製ノ期日迄引續キ滿六箇月以上同一選擧區內ニ住所ヲ有スル者

三　選擧人名簿調製ノ期日迄引續キ滿一年以上直接國稅三圓以上ヲ納ムル者

家督相續ニ依リ財產ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ財產ニ付被相續人ノ爲シタル納稅ヲ以テ其ノ者ノ爲シタル納稅ト看做ス

第九條中「年限」ヲ「期間」ニ改ム

第十一條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三　六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四　六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

政府ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、役員及支配人ハ被選擧權ヲ有セス

前項ノ役員トハ發起人、取締役、監査役及之ニ準スヘキ者並淸算人ヲ謂フ

第十八條中「生年月」ヲ「生年月日」ニ改ム

第三十四條中「投票簿ニ捺印シ」ヲ削ル

第四十二條　投票管理者ハ一名又ハ數名ノ投票立會人ト共ニ町村ノ投票區又ハ郡ト合セテ選擧區ヲ爲ス市ノ投票區ニ於テハ投票ノ翌日迄ニ、其ノ他ノ投票區ニ於テハ投票ノ當日投票函、投票錄及選擧人名簿ヲ選擧長ニ送致スヘシ

第四十三條中「開票」ヲ「選擧會」ニ改ム

第四十四條中「選擧長ニ」ヲ「選擧長ヲ經テ地方長官ニ」ニ、「選擧長ハ」ヲ「地方長官ハ」ニ改ム

第五十條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ投票管理者ハ投票所ノ秩序ヲ紊ルノ虞ナシト認ムル場合ニ於テ投票ヲ爲サシムルヲ妨ケス

第六章　選擧會

第五十一條　選擧會ハ選擧長ノ屬スル郡市役所又ハ地方長官ノ許可ヲ得テ選擧長ノ指定シタル場所ニ之ヲ開ク

第五十二條　選擧長ハ豫メ選擧會ノ場所及日時ヲ告示スヘシ

第五十三條　地方長官ハ各選擧區內ニ於ケル選擧人中ヨリ三名以上七名以下ノ選擧立會人ヲ選任シ選擧會ノ期日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ本人ニ通知シ選擧會ニ參會セシムヘシ

選擧立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第五十四條　選擧長ハ總テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日ノ翌日選擧會ヲ開キ選擧立會人立會ノ上投票函ヲ開キ投票ノ總數ト投票人ノ總數トヲ計算スヘシ

第五十五條中「開票管理者」ヲ「選擧長」ニ「開票立會人」ヲ「選擧立會人」ニ改ム

第五十六條　選擧人ハ其ノ選擧會ノ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第五十七條　投票ノ效力ハ選擧立會人ノ意見ヲ聽キ選擧長之ヲ決定スヘシ

第五十八條ニ左ノ二號及一項ヲ加フ

六　被選擧人ノ氏名ヲ自書セサルモノ

七　衆議院議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

前項第七號ノ規定ハ第七十四條又ハ第七十八條ノ規定ニ依ル選擧ノ場合ニ限リ之ヲ適用ス

第五十九條中「開票管理者」ヲ「選擧長」ニ改ム

第六十條　選擧長ハ選擧錄ヲ作リ選擧會ニ關スル顚末ヲ記載シ選擧立會人ト共ニ署名シ投票錄ト併セテ議員ノ任期間之ヲ保存スヘシ

第六十一條　削除

第六十二條中「開票」ヲ「選擧會」ニ改ム

第六十三條中「開票所」ヲ「選擧會場」ニ改ム

第七章　削除

第六十四條　削除

第六十五條　削除

第六十六條　削除

第六十七條　削除

第六十八條　削除

第六十九條　削除

第七十條第二項乃至第五項ヲ左ノ如ク改ム

當選人ヲ定ムルニ當リ得票數同シキトキハ年齡

多キ者ヲ取リ年齢モ亦同シキトキハ選擧會ニ於テ選擧長抽籤シテ之ヲ定ム
選擧訴訟若ハ當選訴訟ノ結果更ニ選擧ヲ行フコトナクシテ當選人ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ選擧會ヲ開キ之ヲ定ムヘシ
當選人當選ヲ辭シタルトキ、死亡者ナルトキ又ハ選擧ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當選無效トナリタルトキ其ノ當選人第二項ノ規定ニ依リ當選人トナリタル者ナル場合ニ於テハ選擧會ヲ開キ其ノ規定ノ適用ヲ受ケタル他ノ得票者ニ就キ當選人ヲ定ムヘシ
前二項ノ場合ニ於テハ第五十四條第五十五條第五十七條乃至第五十九條ノ規定ヲ適用セス
第七十一條　當選人定マリタルトキハ選擧長ハ直ニ當選人ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ當選人ノ氏名、得票數及選擧人名簿ニ記載セラレタル者ノ總數其ノ他選擧ノ顚末ヲ地方長官ニ報告スヘシ
當選人ナキトキ又ハ當選人議員ノ定數ニ達セサルトキハ選擧長ハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スヘシ
第七十二條ニ左ノ一項ヲ加フ
選擧長第一項ノ規定ニ依ル屆出ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スヘシ
第七十四條　左ニ掲クル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ更ニ選擧ヲ行フコトナクシテ當選人ヲ定メ得ルトキ又ハ左ニ掲クル其ノ他ノ事由ニ依リ若ハ第七十八條第四項ノ規定ニ依リ選擧ノ期日ヲ告示シタルトキヲ除クノ外地方長官ハ選擧ノ期日ヲ定メ豫メ之ヲ告示シ更ニ選擧ヲ行ハシムヘシ
一　當選人ナキトキ又ハ當選人議員ノ定數ニ達セサルトキ
二　當選人當選ヲ辭シタルトキ又ハ死亡者ナルトキ
三　選擧訴訟若ハ當選訴訟ノ結果ニ依リ當選人ナキニ至リ又ハ當選人議員ノ定數ニ達セサルニ至リタルトキ
四　當選人選擧ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當選無效トナリタルトキ
選擧訴訟若ハ當選訴訟ノ出訴期間ハ前項ノ規定ニ依ル選擧ヲ行フコトヲ得ス其ノ出訴アリタル場合ニ於テ訴訟繫屬中亦同シ

第七十八條　議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ內務大臣ハ地方長官ニ其ノ補闕ノ手續ヲ爲スヘキ旨ヲ命スヘシ
地方長官ハ第七十四條ノ規定ニ依リ選擧ノ期日ヲ告示シタルトキヲ除クノ外前項ノ規定ニ依ル命ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內ニ補闕選擧ヲ行ハシムヘシ但シ第七十條第二項ノ規定ニ依リ當選人トナリタル議員闕員トナリタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ選擧長ニ通知スヘシ
選擧長ハ前項但書ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內ニ第七十條第四項及第五項ノ規定ヲ準用シ當選人ヲ定ムヘシ
補闕選擧ノ期日ハ地方長官豫メ之ヲ告示スヘシ
第七十四條第二項ノ規定ハ補闕選擧ニ之ヲ準用ス
第八十二條ニ左ノ一項ヲ加フ
當選訴訟ノ裁判確定前當選人死亡シタルトキハ檢事ヲ被告トス
第八十四條ニ左ノ一項ヲ加ヘ之ヲ第一項トス
選擧訴訟若ハ當選訴訟ノ出訴アリタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ內務大臣ニ通知スヘシ訴訟ノ繫屬セサルニ至リタルトキ亦同シ
第八十六條中「十圓以上五十圓以下ノ罰金」ヲ「五十圓以下ノ罰金」ニ改ム
第八十七條　左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
一　議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選擧人又ハ選擧運動者ニ對シ金錢、物品、手形其ノ他ノ財產上ノ利益又ハ公私ノ職務ヲ供與若ハ其ノ供與ノ約束ヲ爲シ又ハ其ノ供與ノ申込ヲ爲シタルトキ
二　議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選擧人又ハ選擧運動者ニ對シ酒食、遊覽等其ノ方法及名義ノ何タルヲ問ハス饗應接待若ハ其ノ饗應接待ノ約束ヲ爲シ又ハ其ノ饗應接待ノ申込ヲ爲シタルトキ
三　議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選擧人ニ對シ投票所ニ往復スル爲ノ船車馬ノ類ノ供給旅費休泊料ノ類ノ代辨若ハ其ノ供給代辨ノ約束ヲ爲シ又ハ其ノ供給代辨ノ申込ヲ爲シタルトキ
四　議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選擧人又ハ選擧運動者ニ對シ選擧人若ハ選擧運動者又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他利害ノ關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ
五　議員候補者若ハ選擧運動者カ投票ヲ爲サシメサル目的ヲ以テ又ハ選擧運動者カ議員候補者ノ爲ニ投票ヲ爲サシムル目的ヲ以テ第一號乃至第三號ノ供與饗應接待供給代辨若ハ其ノ約束ヲ爲シ又ハ第一號乃至第三號ノ申込若ハ前號ノ誘導ヲ爲シタルトキ
六　議員候補者又ハ選擧運動者カ議員候補者ヲシテ議員候補者タルコトヲ止メシメ又ハ選擧運動者ヲシテ選擧運動ヲ止メシムル目的ヲ以テ其ノ者ニ對シ第一號ノ供與其ノ供與ノ約束若ハ其ノ供與ノ申込ヲ爲シタルトキ又ハ其ノ者若ハ其ノ者ニ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他利害ノ關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ
七　投票ヲ爲シ若ハ爲サヽルコト議員候補者タルコトヲ止メタルコト選擧運動ヲ爲シ若ハ止メタルコト又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ議員候補者又ハ選擧運動者カ選擧人、議員候補者又ハ選擧運動者ニ對シ第一號ノ供與若ハ第二號ノ饗應接待其ノ供與若ハ饗應接待ノ約束又ハ其ノ供與若ハ饗應接待ノ申込ヲ爲シタルトキ
八　第一號乃至第三號前三號ノ供與饗應接待供給代辨ヲ受ケ若ハ要求シ又ハ第一號乃至第三號前三號ノ申込ヲ承諾シ若ハ第四號乃至第六號ノ誘導ニ應シタルトキ
九　第一號乃至前號ニ掲クル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタルトキ
前項ノ場合ニ於テ收受シタル利益ハ之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス
第八十八條　選擧ニ關シ左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
一　選擧人議員候補者又ハ選擧運動者ニ對シ暴行若ハ脅迫ヲ加ヘ又ハ之ヲ拐引シタルトキ
二　選擧人、議員候補者若ハ選擧運動者ノ往來ノ便ヲ妨ケ又ハ詐僞ノ方法ヲ以テ投票若ハ選擧運動ヲ妨ケ、爲サシメ若ハ止メシメタルトキ
三　選擧人、議員候補者若ハ選擧運動者又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他利害ノ關係ヲ利用シテ選擧人、議員候補者又ハ選擧運動者ヲ威逼シタルトキ
第八十九條中「二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ
官吏又ハ吏員其ノ職權ヲ濫用シ選擧人ニ對シ其ノ投票セムトシ又ハ投票シタル被選擧人ノ氏名ノ表示ヲ强要シタルトキハ三月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
第九十條中「開票所」ヲ「選擧會場」ニ、「一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金」ヲ「一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金」ニ、「投票ヲ取出シタル者ノ罰亦前項ニ同シ」ヲ「投票ヲ取出シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム
第九十一條中「暴行」ヲ「暴行若ハ脅迫」ニ、「四月以上四年以下ノ輕禁錮」ヲ「四年以下ノ禁錮」ニ改メ「開票管理者、」、「、開票所」及第二項ヲ削ル
第九十二條　多衆聚合シテ第八十八條第一號又ハ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス
一　首魁ハ一年以上七年以下ノ禁錮ニ處ス
二　他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上五年以下ノ禁錮ニ處ス
三　附和隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
第八十八條第一號又ハ前條ノ罪ヲ犯ス爲多衆聚合シ當該公務員ヨリ解散ノ命ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍解散セサルトキハ首魁ハ二年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
第九十三條中「選擧人、議員候補者及選擧運動者ニシテ」ヲ削リ「二年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上二百圓以下ノ罰金」ヲ「二年以下ノ禁錮又ハ三百

圓以下ノ罰金」ニ改ム

第九十四條中「、開票所」ヲ削リ「前條ノ例ニ依リ一等ヲ加フ」ヲ「三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十五條中「十五日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ五圓以上百圓以下ノ罰金」ヲ「六月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金」ニ改ム

第九十六條　演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス第八十七條第八十八條第九十條乃至前條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ人ヲ煽動シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス但シ新聞紙、雜誌ニ在リテハ仍其ノ編輯人及實際編輯ヲ擔當シタル者ヲ罰ス

第九十七條中「六月以下ノ輕禁錮ニ處シ五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十八條　選擧人ニ非サル者投票ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

氏名ヲ詐稱シ其ノ他詐僞ノ方法ヲ以テ投票ヲ爲シタル者又ハ投票ヲ僞造シ若ハ其ノ數ヲ增減シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

選擧事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人又ハ監視者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十九條中「五圓以上五十圓以下ノ罰金」ヲ「五十圓以下ノ罰金」ニ改ム

第百條中「第九十二條第二項」ヲ削ル

第百一條中「選擧ニ關スル犯罪ニ依リ」ヲ「本章ニ揭クル罪ヲ犯シ」ニ改ム

第百二條　本章ニ揭クル罪ヲ犯シタル者ニシテ罰金ノ刑ニ處セラレタルモノニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後五年間、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ終ル迄又ハ刑ノ時效ニ因ル場合ヲ除クノ外刑ノ執行ノ免除ヲ受クル迄ノ間及其ノ後五年間選擧及被選擧權ヲ有セス禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノニ付其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同シ

前項ノ規定ハ第十一條第三號ノ規定ニ該當スル者ニハ之ヲ適用セス

第百六條　郡長ヲ置カサル地ニ於テハ本法中郡ニ關スル規定ハ島司北海道廳支廳長其ノ他郡長ニ準スヘキ者ノ管轄區域ニ、郡長ニ關スル規定ハ島司北海道廳支廳長其ノ他郡長ニ準スヘキ者ニ、郡役所ニ關スル規定ハ島廳北海道廳支廳其ノ他郡役所ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

市制第六條ノ市又ハ沖繩縣若ハ北海道ノ區ニ於テハ本法中市ニ關スル規定ハ區ニ、市長ニ關スル規定ハ區長ニ、市役所ニ關スル規定ハ區役所ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準スヘキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準スヘキ者ニ、町村役場ニ關スル規定ハ町村役場ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

第百七條中「開票管理者、」ヲ削ル

第百十一條　本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

第百十二條　明治十三年第三十六號布告刑法第二編第四章第九節ハ衆議院議員ノ選擧ニ關シテハ之ヲ適用セス

第百十三條　本法ハ東京府小笠原島並北海道廳根室支廳管內占守郡、新知郡、得撫郡及色丹郡ニハ當分ノ內之ヲ施行セス

別表

選擧區		議員數
東京府		
第一區	麴町區 四谷區	一人
第二區	麻布區 赤坂區	一人
第三區	芝區	一人
第四區	京橋區	一人
第五區	日本橋區	一人
第六區	本所區 深川區	三人
第七區	淺草區	二人
第八區	神田區 下谷區	三人
第九區	本鄕區	一人
第十區	小石川區	一人
第十一區	牛込區	一人
第十二區	八王子市	一人
第十三區	豐多摩郡 荏原郡 伊豆七島	三人
第十四區	北豐島郡 南足立郡	二人
第十五區	南葛飾郡	一人
第十六區	南多摩郡 西多摩郡 北多摩郡	二人
京都府		
第一區	上京區	二人
第二區	下京區	二人
第三區	愛宕郡 葛野郡 乙訓郡 紀伊郡	一人
第四區	宇治郡 久世郡 綴喜郡 相樂郡	一人
第五區	南桑田郡 北桑田郡 船井郡	一人
第六區	天田郡 何鹿郡 加佐郡	一人
第七區	與謝郡 中郡 竹野郡 熊野郡	一人
大阪府		
第一區	西區	三人
第二區	東區	二人
第三區	北區	三人
第四區	南區	三人
第五區	堺市	一人
第六區	西成郡 東成郡	二人
第七區	三島郡 豐能郡 北河內郡	二人
第八區	中河內郡	一人
第九區	南河內郡	一人
第十區	泉北郡	一人
第十一區	泉南郡	一人
神奈川縣		
第一區	橫濱市	三人
第二區	橫須賀市	一人
第三區	久良岐郡 橘樹郡 都筑郡	一人
第四區	三浦郡 鎌倉郡	一人
第五區	高座郡 愛甲郡 津久井郡	二人
第六區	中郡	一人
第七區	足柄上郡 足柄下郡	一人
兵庫縣		
第一區	神戸市	三人
第二區	姬路市	一人
第三區	尼崎市	一人
第四區	武庫郡	一人
第五區	川邊郡 有馬郡	一人
第六區	多紀郡 氷上郡	一人
第七區	明石郡 美嚢郡	一人
第八區	加古郡 印南郡	一人
第九區	加東郡 多可郡 加西郡	一人
第十區	飾磨郡 神崎郡	一人
第十一區	揖保郡 宍粟郡 赤穗郡 佐用郡	二人
第十二區	城崎郡 美方郡	一人
第十三區	出石郡 養父郡 朝來郡	一人
第十四區	津名郡 三原郡	二人
長崎縣		
第一區	長崎市	一人
第二區	佐世保市	一人
第三區	西彼杵郡 東彼杵郡	二人

府縣	選擧區	區域	議員數
	第四區	北高來郡 南高來郡	二人
	第五區	北松浦郡	一人
	第六區	南松浦郡 壹岐郡	一人
	第七區	對馬	一人
新潟縣	第一區	新潟市	一人
	第二區	長岡市	一人
	第三區	高田市	一人
	第四區	西蒲原郡	一人
	第五區	北蒲原郡 岩船郡	二人
	第六區	東蒲原郡 中蒲原郡	二人
	第七區	南蒲原郡 古志郡	二人
	第八區	三島郡	一人
	第九區	刈羽郡	一人
	第十區	北魚沼郡 南魚沼郡	一人
	第十一區	中魚沼郡 東頸城郡	一人
	第十二區	中頸城郡 西頸城郡	二人
	第十三區	佐渡	一人
埼玉縣	第一區	北足立郡	二人
	第二區	入間郡	二人
	第三區	比企郡 大里郡	二人
	第四區	南埼玉郡 北葛飾郡	二人
	第五區	北埼玉郡	一人
	第六區	兒玉郡 秩父郡	一人
群馬縣	第一區	前橋市	一人
	第二區	高崎市	一人
	第三區	新田郡 山田郡 邑樂郡	二人
	第四區	群馬郡 吾妻郡 碓氷郡	二人
	第五區	佐波郡 利根郡 勢多郡	二人
	第六區	北甘樂郡 多野郡	一人
千葉縣	第一區	千葉郡	一人
	第二區	印旛郡	一人
	第三區	東葛飾郡	一人
	第四區	香取郡	一人
	第五區	海上郡 匝瑳郡	一人
	第六區	山武郡 長生郡	二人
	第七區	夷隅郡	一人
	第八區	市原郡 君津郡	二人
	第九區	安房郡	一人
茨城縣	第一區	水戸市	一人
	第二區	東茨城郡	一人
	第三區	那珂郡	一人
	第四區	久慈郡 多賀郡	二人
	第五區	鹿島郡 行方郡	一人
	第六區	新治郡	一人
	第七區	西茨城郡 眞壁郡	一人
	第八區	結城郡 筑波郡	一人
	第九區	稻敷郡 北相馬郡	一人
	第十區	猿島郡	一人
栃木縣	第一區	宇都宮市	一人
	第二區	河內郡	一人
	第三區	芳賀郡	一人
	第四區	下都賀郡	二人
	第五區	上都賀郡	一人
	第六區	安蘇郡 足利郡	一人
	第七區	鹽谷郡 那須郡	二人
奈良縣	第一區	奈良市	一人
	第二區	添上郡 山邊郡 生駒郡	一人
	第三區	磯城郡 宇陀郡	一人
	第四區	北葛城郡 南葛城郡 高市郡	一人
	第五區	宇智郡 吉野郡	一人
三重縣	第一區	津市	一人
	第二區	四日市市	一人
	第三區	宇治山田市	一人
	第四區	安濃郡 一志郡	一人
	第五區	鈴鹿郡 河藝郡 三重郡	二人
	第六區	員辨郡 桑名郡	一人
	第七區	飯南郡 多氣郡	一人
	第八區	度會郡 志摩郡	一人
	第九區	北牟婁郡 南牟婁郡	一人
	第十區	阿山郡 名賀郡	一人
愛知縣	第一區	名古屋市	三人
	第二區	豐橋市	一人
	第三區	岡崎市	一人
	第四區	愛知郡 西春日井郡	二人
	第五區	東春日井郡	一人
	第六區	丹羽郡 葉栗郡	一人
	第七區	中島郡	一人
	第八區	海部郡	一人
	第九區	知多郡	一人
	第十區	碧海郡	一人
	第十一區	幡豆郡 額田郡 西加茂郡 東加茂郡	二人
	第十二區	北設樂郡 南設樂郡 寶飯郡	一人
	第十三區	渥美郡 八名郡	一人
靜岡縣	第一區	靜岡市	一人
	第二區	濱松市	一人
	第三區	安倍郡	一人
	第四區	富士郡 庵原郡	一人
	第五區	駿東郡	一人
	第六區	志太郡	一人
	第七區	榛原郡 小笠郡	二人
	第八區	周智郡 磐田郡	一人
	第九區	濱名郡 引佐郡	二人
	第十區	賀茂郡 田方郡	二人
山梨縣	第一區	甲府市	一人
	第二區	西山梨郡 東山梨郡 北巨摩郡 中巨摩郡	二人
	第三區	東八代郡 西八代郡 南巨摩郡	一人
	第四區	南都留郡 北都留郡	一人
滋賀縣	第一區	大津市	一人
	第二區	滋賀郡 高島郡	一人
	第三區	甲賀郡 野洲郡 栗太郡	一人
	第四區	蒲生郡 神崎郡	一人
	第五區	愛知郡 犬上郡	一人
	第六區	阪田郡 東淺井郡 伊香郡	一人
岐阜縣	第一區	岐阜市	一人
	第二區	大垣市	一人
	第三區	稻葉郡 山縣郡	一人

第四區 羽島郡 海津郡 養老郡 不破郡 安八郡 二人
第五區 揖斐郡 本巣郡 一人
第六區 武儀郡 郡上郡 一人
第七區 加茂郡 可兒郡 一人
第八區 土岐郡 惠那郡 一人
第九區 大野郡 益田郡 吉城郡 一人

長野縣

第一區 長野市 一人
第二區 松本市 一人
第三區 上水内郡 一人
第四區 下水内郡 上高井郡 下高井郡 一人
第五區 更級郡 埴科郡 一人
第六區 小縣郡 一人
第七區 東筑摩郡 西筑摩郡 二人
第八區 南安曇郡 北安曇郡 一人
第九區 南佐久郡 北佐久郡 一人
第十區 諏訪郡 一人
第十一區 上伊那郡 一人
第十二區 下伊那郡 一人

宮城縣

第一區 仙臺市 一人
第二區 宮城郡 名取郡 一人
第三區 柴田郡 刈田郡 伊具郡 亘理郡 一人
第四區 黒川郡 加美郡 志田郡 遠田郡 一人
第五區 玉造郡 栗原郡 一人
第六區 登米郡 本吉郡 一人
第七區 桃生郡 牡鹿郡 一人

福島縣

第一區 福島市 一人
第二區 若松市 一人
第三區 信夫郡 伊達郡 二人
第四區 安達郡 安積郡 一人
第五區 田村郡 石川郡 一人
第六區 岩瀬郡 東白川郡 西白河郡 一人
第七區 南會津郡 北會津郡 大沼郡 一人
第八區 河沼郡 耶麻郡 一人
第九區 石城郡 一人
第十區 雙葉郡 相馬郡 一人

岩手縣

第一區 盛岡市 一人
第二區 巖手郡 紫波郡 一人
第三區 二戸郡 九戸郡 一人
第四區 下閉伊郡 上閉伊郡 一人
第五區 稗貫郡 和賀郡 一人
第六區 膽澤郡 江刺郡 氣仙郡 一人
第七區 西磐井郡 東磐井郡 一人

青森縣

第一區 青森市 一人
第二區 弘前市 一人
第三區 南津輕郡 一人
第四區 中津輕郡 西津輕郡 一人
第五區 東津輕郡 北津輕郡 一人
第六區 上北郡 下北郡 一人
第七區 三戸郡 一人

山形縣

第一區 山形市 一人
第二區 米澤市 一人
第三區 南村山郡 東村山郡 西村山郡 二人
第四區 東置賜郡 南置賜郡 西置賜郡 一人
第五區 東田川郡 西田川郡 飽海郡 三人
第六區 最上郡 北村山郡 一人

秋田縣

第一區 秋田市 一人
第二區 南秋田郡 一人
第三區 山本郡 一人
第四區 北秋田郡 鹿角郡 一人
第五區 河邊郡 由利郡 一人
第六區 仙北郡 一人
第七區 平鹿郡 雄勝郡 二人

福井縣

第一區 福井市 一人
第二區 足羽郡 大野郡 吉田郡 今立郡 二人
第三區 坂井郡 一人
第四區 丹生郡 南條郡 一人
第五區 敦賀郡 三方郡 遠敷郡 大飯郡 一人

石川縣

第一區 金澤市 一人
第二區 石川郡 一人
第三區 能美郡 江沼郡 一人
第四區 河北郡 羽咋郡 鹿島郡 二人
第五區 鳳至郡 珠洲郡 一人

富山縣

第一區 富山市 一人
第二區 高岡市 一人
第三區 上新川郡 中新川郡 一人
第四區 下新川郡 一人
第五區 婦負郡 東礪波郡 西礪波郡 二人
第六區 射水郡 氷見郡 一人

鳥取縣

第一區 鳥取市 一人
第二區 岩美郡 八頭郡 一人
第三區 氣高郡 東伯郡 一人
第四區 西伯郡 日野郡 一人

島根縣

第一區 松江市 一人
第二區 八束郡 能義郡 一人
第三區 仁多郡 大原郡 飯石郡 簸川郡 二人
第四區 安濃郡 邇摩郡 邑智郡 一人
第五區 那賀郡 美濃郡 鹿足郡 一人
第六區 隱岐 一人

岡山縣

第一區 岡山市 一人
第二區 御津郡 兒島郡 一人
第三區 上道郡 赤磐郡 和氣郡 邑久郡 二人
第四區 都窪郡 吉備郡 一人
第五區 淺口郡 小田郡 後月郡 二人

第六區	川上郡 上房郡 阿哲郡	一人
第七區	眞庭郡 久米郡	一人
第八區	苫田郡 勝田郡 英田郡	一人

廣島縣

第一區	廣島市	一人
第二區	吳市	一人
第三區	尾道市	一人
第四區	福山市	一人
第五區	安藝郡	一人
第六區	佐伯郡	一人
第七區	安佐郡 山縣郡 高田郡	二人
第八區	賀茂郡	一人
第九區	豐田郡	一人
第十區	御調郡 世羅郡	一人
第十一區	雙三郡 比婆郡	一人
第十二區	神石郡 甲奴郡 蘆品郡	一人
第十三區	深安郡 沼隈郡	一人

山口縣

第一區	下關市	一人
第二區	吉敷郡	一人
第三區	佐波郡	一人
第四區	美禰郡 厚狹郡	一人
第五區	阿武郡 大津郡	一人
第六區	豐浦郡	一人
第七區	都濃郡	一人
第八區	熊毛郡 大島郡	一人
第九區	玖珂郡	一人

和歌山縣

第一區	和歌山市	一人
第二區	海草郡	一人
第三區	伊都郡 那賀郡 有田郡	二人
第四區	日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡	二人

德島縣

第一區	德島市	一人
第二區	名東郡 勝浦郡	一人
第三區	那賀郡 海部郡	一人
第四區	名西郡 阿波郡 麻植郡	一人
第五區	板野郡	一人
第六區	美馬郡 三好郡	一人

香川縣

第一區	高松市	一人
第二區	丸龜市	一人
第三區	香川郡 小豆郡	一人
第四區	大川郡 木田郡	一人
第五區	綾歌郡 仲多度郡	二人
第六區	三豐郡	一人

愛媛縣

第一區	松山市	一人
第二區	溫泉郡 伊豫郡	二人
第三區	越智郡 周桑郡	二人
第四區	新居郡 宇摩郡	一人
第五區	上浮穴郡 喜多郡	一人
第六區	東宇和郡 西宇和郡	一人
第七區	北宇和郡 南宇和郡	一人

高知縣

第一區	高知市	一人
第二區	土佐郡 吾川郡 長岡郡	二人
第三區	香美郡 安藝郡	一人
第四區	高岡郡	一人
第五區	幡多郡	一人

福岡縣

第一區	福岡市	一人
第二區	久留米市	一人
第三區	門司市	一人
第四區	小倉市	一人
第五區	若松市	一人
第六區	八幡市	一人
第七區	大牟田市	一人
第八區	早良郡 糸島郡	一人
第九區	糟屋郡 宗像郡	一人
第十區	遠賀郡 鞍手郡 嘉穗郡	三人
第十一區	筑紫郡 朝倉郡	一人
第十二區	三井郡 浮羽郡	一人
第十三區	三瀦郡	一人
第十四區	八女郡	一人
第十五區	山門郡 三池郡	一人
第十六區	企救郡 田川郡	一人
第十七區	京都郡 築上郡	一人

大分縣

第一區	大分市	一人
第二區	大分郡	一人
第三區	北海部郡 南海部郡	一人
第四區	大野郡 直入郡	一人
第五區	玖珠郡 日田郡	一人
第六區	西國東郡 東國東郡	一人
第七區	下毛郡 宇佐郡 速見郡	二人

佐賀縣

第一區	佐賀市	一人
第二區	佐賀郡	一人
第三區	神埼郡 三養基郡	一人
第四區	小城郡 杵島郡 藤津郡	二人
第五區	東松浦郡 西松浦郡	一人

熊本縣

第一區	熊本市	一人
第二區	飽託郡	一人
第三區	玉名郡	一人
第四區	鹿本郡 菊池郡 阿蘇郡	二人
第五區	上益城郡 下益城郡 宇土郡	二人
第六區	八代郡 葦北郡 球磨郡	二人
第七區	天草郡	一人

宮崎縣

第一區	宮崎郡 兒湯郡 南那珂郡	二人
第二區	北諸縣郡 西諸縣郡 東諸縣郡	二人
第三區	東臼杵郡 西臼杵郡	一人

鹿兒島縣

第一區	鹿兒島市	一人
第二區	鹿兒島郡	一人
第三區	揖宿郡 川邊郡	二人
第四區	日置郡	一人
第五區	薩摩郡 出水郡	二人
第六區	熊毛郡 肝屬郡	一人
第七區	伊佐郡 姶良郡 囎唹郡	二人
第八區	大島	一人

沖繩縣

第一區	那覇區	一人
第二區	島尻郡 宮古郡 八重山郡	二人

第三區	首里區 中頭郡	一人
第四區	國頭郡	一人
北海道廳		
第一區	札幌區	一人
第二區	小樽區	一人
第三區	函館區	一人
第四區	旭川區	一人
第五區	室蘭區	一人
第六區	札幌支廳管内	一人
第七區	空知支廳管内	二人
第八區	留萌支廳管内 上川支廳管内 宗谷支廳管内	二人
第九區	網走支廳管内 根室支廳管内 釧路支廳管内 河西支廳管内	二人
第十區	浦河支廳管内 室蘭支廳管内	一人
第十一區	函館支廳管内	一人
第十二區	檜山支廳管内 後志支廳管内	二人

本表ハ十年間ハ之ヲ更正セス

附則

本法ハ次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス

本法ニ依リ初テ議員ヲ選擧スルニ必要ナル選擧人名簿ニ關シ第十八條乃至第二十條第二十四條第二十六條第二十七條ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ其ノ期日又ハ期間ヲ定ム但シ其ノ選擧人名簿ハ次ノ選擧人名簿確定ノ日迄其ノ効力ヲ有ス

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（床次竹二郎君） 諸君、現行衆議院議員選擧法は、實施後十餘年になり、其選擧の度數を重ぬること七回以上に及んで居ります、其實跡に徴しまするに、當初改正の趣旨を貫徹するに於て、甚だ遺憾なる點が多いのであります、殊に時運の促す所是が改正は夙に朝野の間に唱へられて、懸案として從來屢々此議場にも現れた次第でありますが、今日まで未だ適當の改正を見るに至らぬのは、御互に遺憾とする所であります、仍て此度政府は今日の時勢に鑑みまして、立憲政治の運用を全くせんが爲め、茲に改正案を提出致した次第であります、今此に其改正の要目を説明致します、第一は選擧權擴張であります、現行選擧法に於ては、直接國税年額十圓以上を納むる者を以て選擧資格としてありますが、此度は此納税額を直接國税年額三圓を納むることを以て選擧資格と致したのであります、此結果、今日の有權者に比較致しますれば、約倍數の選擧權者を得る譯であります、尙ほ選擧人名簿に登錄せられた者は、其以後納税資格を失ふことになりましても、從來と異なりまして、其名簿の有効期間内は投票權を有することに致しました、それが一點であります、次には大選擧區制を改めて、小選擧區制と致しました、一人一區の處が二百九十三、二人の一區の處が六十九、三人一區の處が十一となりました、成べく一人一區の制度を貫徹したい積りでありましたが、議員の配置上、已むことを得ず二人一區若くは三人一區なるものを設けるに至つた次第であります、其委しいことは尙ほ後に至つて説明を致します、第三には市の獨立選擧區を增加致しました、苟も三萬以上の人口を有する市區は、皆な獨立選擧區と致した爲めに、現在より其數を增すこと二十二であります、第四には人口の增加に依つて、自然議員數を增加致しました、人口十三萬に對して議員一人の割合、端數は四捨五入の算出法、是は從來の例を採つたのであります、其結果、人口增加の爲めに議員の數が六十一人增加致しました、是に前申上げました市の獨立選擧區の爲めに增加致した數二十二名を加へますれば、總計茲に八十三名の增員となるのであります、即ち現在の三百八十一人が增して四百六十四人となります、尙ほ御承知の如く北海道、沖繩縣に於ては是まで議員の配當は本州と異なるのでありましたが此度に於きましては、他の府縣と同一の比例を以て議員を配當することに致しました、尙ほ一點は小選擧區制度を採用致しました結果は、當選人の補充に關する規定が自然改まることになりまして、補充を致しまする場合は極めて制限せられて、成べく再選擧若くは補缺選擧を採ると云ふことに改めました、次に罰則の規定は、茲に小選擧區に改めることになりますれば、取締も自から周密を期することが出來ると考へまするので、大體罰則には手を觸れぬことに致しました、唯現行法の罰則の中で、法文の不備な爲めに、其適用上に疑義を生ずること往々ありました、其點と刑法の改正の結果、自然規定の變更を必要と致すものがありまする、其點のみに改正に着手致しました、其外に多く大選擧區制を小選擧區制に改めました結果、規定の變更を餘儀なくするものと、從來の實驗に依つて必要と認めました些細の點に三條項を修正致したのであります、以上改正の要綱でありまするが、先程申上げました此選擧權の擴張、納税額十圓を三圓に低下致しました結果は、今日の有權者は百四十六萬人であります、之を總人口に割當てゝ見ますると、百人に就て有權者僅に二人六分であります、今日の時勢に於て尙ほより多くの國民をして選擧に參與せしむると云ふことは、最も相當の事と考へるのであります、去りながら茲に急激なる擴張を致すと云ふことは、却て弊害を伴ふ所以と考へましたので（「のう〱」と呼ふ者あり）漸次擴張の主義を執つたのであります（「のう〱」「ひや〱」と呼ふ者あり）而して是が擴張の方法と致しましては、世間幾多の議論はございますが、政府に於きましては、茲に新なる標準を更に設けると云ふことは、餘程愼重の詮議を盡すべき必要があると考へたのであります、それ故に御承知の如く現行法に於ては、納税額に依つて選擧有權者の資格を制限して、之に依つて選擧能力の判定を致す主義を執つて居りまするので、今日も尙ほ此主義を襲うて擴張を致すと云ふことは、最も穩健なる遣方と考へたのであります（「のう〱」「ひや〱」と呼ふ者あり）申上ぐる如く十圓を三圓に致しますれば、選擧權者は約倍數になります、且又此三圓と云ふ税額は、府縣會議員の選擧有權者の資格も同じく三圓であります、旁々此税額を三圓より以下に下げると云ふことは、寧ろ今日に於ては進み過ぎて居ると考へたのである、或は世間に智識階級を加へる議論もあります、此點に就きましては、吾々の見る所では、智識階級即ち學校卒業者のみに限つて選擧權を與ふると云ふことは、其名甚だ美なるが如くでありますけれども、其實は甚だ公平を缺くものと考へたのであります（「ひや〱」「のう〱」と呼ふ者あり拍手起る）殊に學校卒業者以外の者にも同じやうな知識があるならば、之に何等かの方法を以て、公平を得る爲めに選擧權を與へんとするならば、其の區分甚だ明確を缺くに至ります（「ひや〱」と呼ふ者あり）選擧資格の如きは明確なる規定を致すことが必要だと考へるのであります（拍手起る）尙又之れを實質上から申しまして、現在中學卒業者は全國五十三萬人でありますが、其の中三圓以上の納税資格者は十五萬人ございます、年齡二十五歳未滿の人は二十五萬人あります、之を差引きますれば殘る所は十八萬人であります、其實數に於ても殊更茲に新しい標準を採用して、改正をしなければならぬと云ふ程の必要もないと考へたのであります（拍手起る）次に小選擧區の制度に改正致しましたことは、最初の我國の選擧法は小選擧區制度であつた、之を改めて現行の大選擧區制度に致したのでありますが、其當時改正の理由とする所は、大選擧區に非ずんば、大人物を得るに困難であると云ふことが一點でありました、次に小選擧區であつては一府縣内を通じて多數を占むる所の黨派であつても、選擧區の小なる爲め、得票が分裂して、却て少數の黨派にして多數の議員を出す結果を見るから茲に改正を致すの必要があると云ふのであります、第三點には、選擧區の小なるが爲め、運動容易にして、賄賂脅迫暴行等種々の弊害が行はれ易きに依つて、大選擧區に改めざるべからずと云ふ此三點であつたのでありますが、此等の點は大選擧區制度實施後の經驗に徴して見まするに、必ずしも當初の期待の通りに參つて居らぬのみならず、寧ろ多くの弊害を今日は伴ひ來つて居ると云ふ有樣であります（拍手起る）それ故に今日に於て其弊害と認むる所を矯正して、今日の時勢に適當する改正を致すと云ふことは、最も妥當な遣方と考へたのであります、試に二三の點を擧げて申上げますれば、選擧運動費の多く掛ると云ふことは、蓋し選擧界に立つ者何人も爭ふことの出來ない最も大なる事實であると考へます、次に此度の如く有權者の數を殆ど其倍までに增加致しました以上は益々以て小選擧區に爲すの必要があると考へるのであります、補闕選擧の弊害に堪へざることは、是亦茲に申上げるまでもありませぬ次に大選擧區たるが爲めに、御互に選擧場裡に立つて最も困難を感ずることは、同士打の弊害であります、それが爲めに政治道德の上に及ぼす影響は少くないと思ふ、政黨の發達上にも宜しくないと思ひます、殊に大選擧區で同士打を致す結果は、投票の配當宜しきを得ざる場合に於ては、選擧の結果甚だ不公平なる事が起つて來ることは、是亦諸君の御承知の通りであります、殊に

今日の制度に於ては、名は成程大選擧區でありますけれども、其實際に於ては議員候補に立つ者は各々根據地を擁し、所謂私設の選擧區を設けて、此選擧場裡に立つと云ふことは實際であります、議論の善惡は措いて、此事實は即ち我國の選擧區制度なるものが、小選擧區たらざるべからずと云ふことを、事實に於て證明致して居るものであります(拍手起る)殊に大選擧區たるが爲めに吾々はそれ〱私設選擧區を設けると雖も、單にそれは私設の擴張たるに過ぎざるが爲めに、全縣下を擾亂して、前申す如く同じ味方でありながら、投票の奪ひ合をして居ると云ふ有樣で、是等は最も選擧界を廓淸するに於ては、注意しなければならぬ事柄と考へたのであります、殊に小選擧區に致しますれば、實際に於て無競爭の選擧區の多く出來ることは事實であります、此爲めに一方に於ては選擧の取締上に十分の注意を致すことが出來、隨つて選擧の公平も之に依つて以つて保つことが出來ると考へるのであります、尙ほ小選擧區であれば、地方的議員が出ると云ふ非難もあります、併ながら一方から考へますれば、却て之が爲めに候補者の地盤を鞏固にすることは疑ないことであります、選擧人は被選擧人の人物政見に付て、より多く密接に知ることが出來る利益があると思ひます即ち選擧人の投票に關する自覺心を起さしめ、政治思想の發達を促すことは、大選擧區よりは優つて居ると考へます、尙ほ幾多の理由を述べますれば有りませうが、兎も角此小選擧區制度なるものは、明治四十五年に於て一遍本院を通過した制度であります今日に於て益々其必要ありと考へるのであります、次に區制を改めました結果、自然別表の上に大なる改正を施さなければなりませぬ、此別表の改正に就きましては、茲に詳しく説明を申上げて置く必要があると考へます、此別表の改正に就きましては、人口十三萬に付て議員一人の割合を以て、先づ府縣に對する配當數を定めまして、更に人口、郡の行政區劃、地勢、交通等を標準と致しまして、成べく一選擧區一人の方針を採つたのであります、其已むを得さるものを、一區二人若くには三人と致しました而して選擧に對する議員の配當に就ては、出來得る限り人口十三萬を以て中心と致しまして、之を配當したのであります、二人區三人區の處に在りましても議員一人當りの人口は、又成るべく十三萬に近からしめん事を期したのであります、其の結果大體十萬臺より十八萬臺の程度に止めて、彼此權衡を得せしむるやうに致しました、斯の如く致しまして、唯人口十九萬臺のもの五區を生じました、九萬臺のもの十二區を設けるに至りました、是等は何れも地形、行政區劃、交通上、已むを得ざるに出でた譯であります、斯の如く選擧區の區劃、議員配當に就きましては、前申す如く人口十三萬と云ふ一つの要件と、郡は行政區劃と云ふものと、地形、交通、是等の標準を出來得る限り嚴守せんことを期したのであります、何等此の間に感情を加へざらんことを期しました、何等此間に手加減を致さぬことに努めたのであります(「のう〱」と呼ふ者あり拍手起る)御議論は固よりありませう、併ながら私としては最も公平に之を決定した積りであります(拍手起る)素より公平な立場で自分はやつた積りでありますが、必ずしも皆樣の御氣に召すと云ふことは到底出來ないことであります、御氣に召した方は默つて居られるし、御氣に入らぬ方は甚だ不公平なる遣方と仰しやるのでありませうけれども、原案者としての私に於ては以上申上げた人口、郡の行政區劃、地勢、交通、此等の血も何も無い所の數字と條件とを基礎として劃出したのでありますに依つて、どうぞ此別表の改正案に就きましては、諸君に於かれましても、申上げるまでもない、甚だ失禮な事でありますが、感情手加減等無くして、公平に御審査を下されば洵に仕合であります(拍手起る)以上改正要綱の大體でござりまするが、此改正に依つて選擧の改善を促し、民意の代表を確實にし、選擧民の政治的觀念を鞏固にし、吾々政黨に依つて我國の立憲政治を改善せんとする者は、茲に政黨の便利を圖り、以て憲政の運用を完うしたいと考へる次第であります、どうか宜しく御審議を願ひます。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 是より質疑の通告がありますから、其順序に依つて許可致します、本日は總理大臣が出席する用意を致して居りましたが、少しく熱を感じました爲めに、出席が出來ぬさうでありますから、是も併せて申して置きます――齋藤隆夫君。

〔齋藤隆夫君登壇〕

〔拍手起る〕

○齋藤隆夫君 選擧法改正案政府提出の理由は唯今謹んで拜聽致しました、遠慮なく申せば、今一層進みたる理義あり根柢ある説明を聽く能はざりしことを遺憾と致します、而して本案の內容に就きましては、大小共に幾多の疑點を懷いて居りまするが、其等の事は一切委員會に讓りまして、本日は極めて大體に於て二三政府の御意見を承つて置きたい事があります、先づ第一は選擧權の擴張に關する事であります……

〔議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く〕

○齋藤隆夫君 御承知の如く我國の選擧法は明治二十三年に始めて施行せられまして以來、十年にして選擧權を擴張致し、當時の納稅資格十五圓を改めて十圓としたのであります、爾來約二十年、選擧權擴張の時期は業に已に後れて居るのである、加ふるに近時內外の形勢は、愈々益々選擧權の大擴張を要求致して居ります、此際に當りまして政府たるもの須らく國論の嚮ふ所を察して、時代の要求に應ずるが爲めに、最善の考慮を費さねばならぬことは當然であります、固より近時國內に於て囂々たる所の普通選擧斷行論なるものに就きましては、本員と雖も別に卑見を懷いて居りまするが、是は今日述ぶべき場合ではない、假令假に制限選擧をば持續するに付きましても、今日は此制度の下に於て最も擴張せられたる方法をば按出すべき時ではないか、語を換へて言ふならば、今日は一躍して普通選擧に進むか或は暫く停まつて、最も公平な最も擴張せられたる制限選擧をば取るか、是より外に政治上の論點は無いのであります、然るに此原案を見まするると云ふと、政府は此點に付て深き考慮をば費したる形迹を認むることが出來ないのである、此擴張方法に依りまする、全國に於て人口百名に付て、有權者は五人二分許りの計算になるのである、今日の時代に於て、斯る擴張を以て時代の要求に應ずることが出來ると思ふて居るに至らば、抑々大なる間違ではないか、殊に此擴張方法を見まするると云ふと、從來の直接國稅十圓を改めて三圓と爲したと云ふに過ぎない、事柄は頗る簡單であります、併ながら今日の場合に於て斯かる簡單なる方法を以て理論及實際の要求に應ずることが出來ますか元來政府は納稅者に向つて選擧權を與へると云ふことは、如何なる理由に基くものであると考へて居られるのであるか、まさか納稅義務に對する報酬として選擧權を與へるのであると云ふが如き、斯かる間違つた考は懷いて居られないであらうと思ふ、即ち一般の上より見まして、此階級が有して居る所の政治能力及選擧能力、之を標準として選擧權を與へるのであると云ふより外に、今日理窟の立方は無いのであります、果して然らば假令納稅階級に屬せずと雖も、階級に於て是と同等なる所の、若くは是より以上の能力ありと認むべき階級が茲に現存して居るならば、此階級に向つて選擧權を與へると云ふことは、是亦理論の命ずる所ではないか、而して其階級とは如何なるものであるかと云へば、吾々が常に主張して居る所の所謂智識階級であります、國民黨及憲政會の提案の中に現はれて居る所の智識階級であります、政府は何が故に此智識階級を取除いたか、唯今床次內相の説明に依りますると云ふと、全國に於て此階級に屬する者が五十三萬ある、其中に於て十五萬人は納稅の資格がある、併ながら殘りの三十八萬中、二十萬はまだ二十五歲の年齡に達して居らぬと云ふことでありますけれども、是は追々と其年齡に達すべき者である、殘りの十八萬人、之に選擧權を與へると云ふことは、是は看過すべからざる所の大問題なのであります、殊に此擴張法、即ち直接國稅一點張になりますと、其結果如何なることに相成るかと云ふと、郡部と市部との間に於きまして、非常に不權衡の現象を來すのである御承知の如く今日直接國稅と云へば、地租、所得稅及營業稅に限られて居るのであります、此中で所得稅は十圓五十錢以下の者はない、營業稅は極めて少數の者が七八圓を納めることはありますけれども、是等の者も洵に其數は少ないのである、三圓、五圓の納稅を致す者は、多くは村落の住民に限られて居りまして、市街地に於ては極めて少數なのであります、それ故に此方法に依る擴張案は、詰まり村落に厚くして、市街地に甚だ薄い結果を惹起するのである(「のう〱」と呼ふ者あり)のう〱と言はれるならば、統計の示す所を御覽なさい、統計の示す所に依ると(「のう〱」と呼ふ者あり)此擴張方法に依ると、全國を通じて郡部に於て百人に付て五人六分の有權者となり、市部に於ては百人に付て僅か三人二分にしかならないのであります、是は政府が出した所の人口統計を見れば、直ちに分る所の事實である、斯かる……(「取違へてる」と呼ふ

者あり）決して取違へて居りません（「郡部は十三萬だよ」「質疑は簡單にしろ」「市は非常に幸福を受けて居ることを知らないか」と呼ふ者あり）決して此統計は間違つて居らないと云ふことをば、私は茲に責任を負うて闡明して置きます、斯かる（「簡明にしろ」「基礎が違ふ」と呼ふ者あり）偏頗なる所の、斯かる片輪の擴張と云ふものは、世界立憲國始まつて以來、何れの國に於ても其例が無いのであります（「のう／＼」と呼ふ者あり）殊に斯かる結果と云ふものは、憲政運用の上より見ても、決して看過すべからざる所の大事實である（「そんなことはないよ」と呼ふ者あり）恐らく此點に就きましては、政黨政派の區別なく市民を代表せられる所の諸君は、必ずや默して居られないであらうと思ひます（「のう／＼」と呼ふ者あり）然るに若し吾々の主張の如く、其他の智識階級に向つて選擧權を與へると云ふことになりますと、此階級に屬する所の者は村落に少なくして市街地に多いのであります、勿論それが十分なる方法とは申されませぬが、此一事に依て此不權衡をば調和する所の、確かに一の調和劑になることは爭はれない事柄であります、然るに政府は何が故に斯かる片輪の擴張案を出し、國家の爲めに有益なる分子たる知識階級をば、此選擧權擴張より排斥したのであるか、此點に關する床次內相の說明は甚だ徹底を缺いて居りますに依て、更に一步進めたる說明を願ひたいと思ふのであります、次に選擧區制の變更に關する事であります、現在の大選擧區制をば改めて小選擧區となすと云ふことは、政友會多年の主張であります、政友會を取除きたる各黨各派は、之に就て何等の主張なきに拘はらず、政友會のみ獨り之を多年主張して居るのである、此點に就きましては、何れ後日の機會に於て議論を交へる時があらうと思ふ、又此に提出せられましたる所の別表の改正、議員の配當、是は頗る不自然頗る不公平のものであります、（「のう／＼」と呼ふ者あり）大選擧區に於ける地理的、歷史的、及び自然的の結合をば全く打毀して、機械的に……（「のうのう」と呼ふ者あり）而も一黨本位に組立てられて居ると云ふことは、顯著なる所の事實である（「のう／＼」と呼ふ者あり）（拍手起る）此點に就きましても、他日逐一其事實を指摘し、逐一之を證明する機會は必ず來るに相違ない、（「色眼鏡を取れ」と呼ふ者あり）併ながら是等の事ありと致しまして、此際政府に向つて質して置きたい事は、此選擧區制を變更せんとする所の理由であります、二十年來傳り來り、其間屢々國民の前に經驗せられ、國民の中よりも何等不平の聲を聞かざるところの此の制度を（「弊害があつた」と呼ふ者あり）根本より打毀して、更に新しき制度をば打立てんとするに就ては、萬已むを得ざる所の堂々たる理由がなくてはならぬのである、然るに內務大臣の述べられたる所は抑々何事であるか、大人物が出るかと思ふたならば左樣ではない、運動費が掛かる、補缺選擧に困る、其他何と言ひ彼と言ひ、悉く淺薄皮相なる所の枝葉末節のみに過ぎないのである（「のう／＼」と呼ふ者あり）（拍手起る）或る種類の議員候補者及び或る種類の運動員の目より見ましたならば、何かの理由になるかも知れないが、國民の側より見たならば、全く沒交涉（「ひや／＼」と呼ふ者あり）理由にも何にもなつたものでないのであります、一體政府は大選擧區の利害得失と云ふことに就きまして、左樣なることより外に研究したことはないのであるか、更に遡つて代議政治及び選擧制度の根本に向つて、此問題の利害得失をば研究したことは無いのであるか若し無いと言はれるならば、それで宜しい、有りと云ふならば、此際に於て承つて置きたいのであります、詰まり此點に關する本員の質問は、選擧區制變更に關する理由は、床次內相の述べられた所が全部の理由であるか、又一部の理由であるかと云ふことである、全部の理由であると言はれるならば、それで宜しい、若し一部の理由であると云ふならば、此際に於て殘りの部分をばさらけ出して貰ひたいのであります、（「ひや／＼」と呼ふ者あり）（拍手起る）是は本員は床次君の名譽の爲めに之を質すのである、若し他の國務大臣、例へば原敬君が此壇上に立つて斯かる事を述べられたのならば、本員は默して之を問はない、床次君なるが故に特に之を尋ねるのである、是が質問の第二點であります、次に最後に質して置きたい所の最も必要なる所の事柄があります、それは外の事ではない、是より吾々が此議案を審査するに當りまして、政府が執るべき所の方針及態度であります、申すまでもございませぬが、選擧法は憲法附屬の大法律であります、殊に我國に於きましてこそ、憲法とは全く形を異に致して居りますけれども、多數の立憲國に於ては、選擧法の大部分は憲法の內に含まれて居るのである、それ故是等の國々に於ては、選擧法の改正は同時に憲法の改正であります、我國に於きましても此二つのものは形を異に致して居りますけれども、其實質上の効力に至りましては、決して差等を設けるべき性質のものではありませぬ、隨て此大法律をば改正するに當りましては、何れの國に於ても、政府と云はず、議會と云はず、最も公平なる立場に立ち、十分なる攻究を重ね、何れの點より見ても萬遺憾なき歸著點に到達して、初めて此立法事業をば完成して居るのであります、是は諸外國に於ける選擧法改正の事例が、吾々に示して居るところの例證であります、例へば（「嘘を言ふな」と呼ふ者あり）昨年二月英國に於て選擧法の大改正があつたと云ふことは（「無用無用」と呼ふ者あり）諸君も御承知の通りである、此改正もです、決して短日月の間に於きまして、又單純なる徑路に依つて、果されたものではない、少なくも十年以前、即ち千九百八年に於て、是が爲めに特別調査委員をば任命したる時以來の懸案となつて居つたのであります、其後幾多の變遷を經まして、最後に於きましては千九百十六年、即ち一昨々年に於て、更に特別調査委員を設けたのである、而かも兩院議員の內に於きまして、最も異りたる政治上の意見をば代表して居る所の三十二名の調査委員を設け、下院の議長が自ら委員長となつて、選擧法改正に關する所の有ゆる調査を爲して、是等の調査委員は實に二十六回の會合を重ねて（「そんな事は知つて居る」と呼ふ者あり）改正選擧法の骨子となるべき所の原則をば決定して、之をば總理大臣の手許に提出して居ります、而して政府は此報告書に基いて選擧法の改正原案を作り、一昨年の五月に議會に提出いたしました、又議會は之れに就いて如何なる審査を爲したかと云ふです、本案と別表との改正とをば全く切離して、別表の改正、即ち選擧區の改廢及議員の配當に就きましては、更に各黨各派より特別調査委員を設け、下院議長自から委員長となつて、互に腹藏なき意見を交換して、茲に初めて改正案の成立を告げたのは昨年の二月、即ち（「のう／＼廢め給へ」と呼ふ者あり）衆議院に提出してより丁度十箇月の後であります、本會議に於きましては、激烈なる議論がございましたけれども、結局各派交讓妥協が成立いたしまして、此改正案に就ては、各黨各派共何等の不平なく、何等の不滿なくして、此國家の大立法をば完成いたしたのであります、（「ひや／＼」と呼ふ者あり）是は近時英國に現れたる所の一つの例に過ぎませぬが、苟も吾々が此立法事業をば完成するに就きましては、英國の政府及議會が執りたる所の態度に付ては、吾々決して稱讚を吝む者ではない、加之此大議案を審査するに當つては、當然斯くあらねばならぬと信じて居るのであります若し此重大なる議案を審査するに當つて、議員に向つて十分なる所の時日も與へず、徒に多數を賴んで一氣呵成に輕卒なる立法事業を果すと云ふことがありましたならば、是は決して國家に對して忠實なる所のものではない（拍手起る）又斯る輕卒なる立法事業を果して、それで天下が治まると思つて居つたならば、それは大なる間違である、此見地より致しまして、本員は吾々が政府に向つて是より此議案を審査するに當り、政府の方針及態度に就て質して置きたいのであります、元來現內閣が選擧法改正案をば此議會に提出すると云ふこと、及び其內容の一端に就きましては、吾々新聞紙の紹介に依つて存じて居つたのでございますが、併し正式に原案を手にしたのは、今日が初めてであります、まだ二三時間前に初めて此改正原案をば手にしたのである、此內容を見ますると云ふとです、第一には選擧權の擴張に關すること、第二には選擧區制の變更に關すること第三には議員の配當に關すること、第四は罰則の改正に關すること、其外此案に現れて居らない部分に就ても、吾々が十分に攻究をしなければならぬ所の幾多の重大なる事柄が伏在して居るのであります、是等の事柄は重大であると共に、最も愼重なる所の審議を要すべきものである、例へば選擧權の擴張の如きに就ても、斯る簡單なる方法に依つて、果して時代の要求に應ずることが出來るや否や、是が大なる疑問であります、又選擧區制の變更は言ふに及ばず、議員配當の根據となります所の此全國の人口統計は、何時のものであるかと云ふと、是は大正二年末日のものである、大正二年末日の人口統計は、今日に於ては全く虛僞のものであります、其當時の事實に照せば、眞實のものでございませうが。

〔副議長濱田國松君議長席を退き議長大岡育造君著席〕

○齋藤隆夫君　今日の事實に照して見たならば、全く噓の統計である、此噓の統計をば本として、大切なる所の議員の配當をば爲して居るのである、然るにもう三四箇月すれば昨年末日の人口統計、權威あるところの此最近の人口統計が、吾々の眼の前に現れて來るのであります、此正確なる所の人口統計に基いて、最も公平に議員をば配當して、來るべき議會に於て之を決定するも、少しも遲しとは爲さないのである、此議會が終れば直ちに總選擧があると云ふのではない、總選擧までにはまだ此あと二回の議會、二年の歲月があるのであります、何を苦んでか今日此廢れたる所の人口統計と、事實に懸離れたる所の人口統計に基いて、此杜撰なる所の議員の配當を決定する必要が何處にあるか、何人と雖も其理由を發見することは出來ないだらうと思ふ、（「餘り無責任なことを言ふな」と呼ふ者あり）政府當局者と雖も、此點に向つては辯明することは出來ないと思ひます（「自分の統計は何時の統計だ」と呼ふ者あり）此の如く何れの點より見ましても、此原案は決して急速に決定すべきものでない、若し之をば急速に決定して、次の議會に於て更に我々が改正の爲めに爭をしなくてはならぬと云ふことがあつたならば是は國家の爲めに寔に不祥なる出來事であります、それ故に此點に付て政府に向つて一二の事項を質して置きたいのである、（「答辯に及ばず」と呼ふ者あり）第一に政府は此選擧法案をば、是非とも此議會に於て決定せしむる積りであるや否や（「勿論」「のう〳〵」と呼ふ者あり）若くは衆議の模様に依りましては、更に別の方法を設けて、御互に十分なる研究を爲し、十分なる調査を爲すと云ふことに就ては、政府は喜んで之に應ずる積りであるか、又絕對に之に反對をする積りであるか、之に就て政府の意見を承つて置きたいのである（「無責任の言論に答辯する勿れ」と呼ふ者あり）第二には此重大なる議案をば審査するに當りましては、政府と云はず、議會と云はず、又各黨各派に於きましても、御互に胸襟を披いて、御互に公平なる一致點を見出さなければならぬことは、無論のことであります、望むらくは全會一致を以て此議案の通過を圖ると云ふ事は國家憲政に對する所の吾々の義務であると確信を致して居る（「其通り」と呼ふ者あり）又吾々の後に控へて居る所の多數の國民も、吾々と其感を同じくして居るに相違ない（「ひや〳〵」「其通り」「其通り」と呼ふ者あり）そこで政府は此議案を審査するに當つて、飽まで交讓妥協の精神を以て進む積りであるか、或は又此原案に向つては、一字一句の修正をも加へられず（「勿論」と呼ふ者あり）此儘之をば押通すが爲めに、有ゆる手段方法を執る積りであるか、近來道路の風說甚だ怪むべきものがあるに依つて、此點に關する政府の御考を質して置きたいのであります。

〔「大浦を連れて來い」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○齋藤隆夫君　私か政府に對する所の質問の要點は大體以上の三點であります、吾々は是より此大議案の審査に入るに先だちまして、誠意を披瀝して敢て政府に質問するのである（「惡意の披瀝だ」と呼ふ者あり）政府も亦誠意を以て吾々の質問に答へらるゝ事をば、本員は期待致して居るのであります。

〔拍手起る〕

〔「愚問に答ふる必要なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　內務大臣。

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　齋藤君の御尋に御答致します、第一の御尋は詰り何故此納稅額を齋藤君などが御提出になつて居る案の如く、二圓まで下げなかつたかと云ふ畢竟御尋と解します、政府案では郡市の比例が面白くないと、斯う云ふことのやうです二圓まで下げれば政府案より以上五十餘萬人殖えます、其結果成程政府案では市部が一割一厘……

○齋藤隆夫君　さうぢやない……

○議長（大岡育造君）　齋藤君先づ聽いて然る後に御尋になつたら宜いでせう。

○國務大臣（床次竹二郎君）　さうです、間違つて居つたならば後から御正しになつたら宜しい、郡市の平均が惡くなると斯う云ふ御話のやうでした、政府案では市部が一割一厘郡部が八割九分九厘になつて居ります、成程憲政會の案であれば、市部が一割三厘、郡部が八割九分七厘であります、即ち二厘の差であります、納稅額の上ではそれだけの差です、二厘だけは憲政會の案が宜うございます（「二厘だけ負け給へ」と呼ふ者あり）其上に尙ほ智識階級を何故入れなかつたかと云ふ御話でありましたが、それは先程簡單でありますけれども、要を摘んで說明はしてある筈です、學校を卒業したと云ふだけでは、却て不公平な事になる、選擧資格を與へると云ふ事は、世の中の經驗職業、さう云ふやうなものを見て、詰り世の中を渡り、政治を解すると云ふ事を見なければならぬ（拍手起る）唯學校を卒業して、卒業證書を握つたと云ふ事のみに依て選擧權を與へるや否やの問題ではないのであります（拍手起る）若し卒業證書を以てのみ論ずるならば、私は寧ろ（「趣旨を間違へて居る」と呼ふ者あり）後から正して下されば宜しい今日は國民義務教育を卒つた者に全部與へても其點は寧ろ宜からうと思ふ、中學校程度以上の者は卒業證書を持たぬでも幾らも居ります、是等の者を除外すると云ふ事は甚だ不公平になります、それであるから蓋し諸君の案では「之と同等の學力を有するのと檢定せられたる者」と御入れになつたのでありませうが抑々此事は甚だ容易いやうで餘程六ケ敷い事柄であります、又凡そ選擧權を與ふると云ふことは、本人が態々試驗を受けに出て來れば選擧權を與へるが、出て來なければ與へぬと云ふ性質のものではないと考へる（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）尙且つ先程申した如く殘る所の者は十八萬人であると私は申した、其十八萬人の中には、獨立の生計を營む者もあり、或はまだ親父の脛を嚙つて居る者もありませう（拍手起る）そこで其區分を致すと、此十八萬人は尙減るのであります、蓋し齋藤君と雖も部屋住ひ——まだ獨立の生計を營まぬ者にまで與へるのは如何と云ふ御考があつたから、學校の卒業證書は持つて居つてもだ、玆に幾分か懸念する所があるから獨立の生計を營む者と云ふことの條件を加へられたのであらうと思ひます、私は其邊は、此案こそは徹底せぬ所があり、且つ不公平であると斯う思ふのであります、それから配當方法が甚だ不公平である、先程不公平であるだけでは私は御答が出來ませぬ、先程申しました如く、正確なる標準に依つて、何等の事情を加へず全く私を交へずして、當局者としては調べたのである（「のう〳〵」「ひや〳〵」と呼ふ者あり）斯々の事實があるから不公平であると云ふことを申されぬ以上は、御答をする事は出來ませぬ（拍手起る）但し——但し今日まで新聞に現れて居つたのを二三此に摘んで申して見ませう（此時齋藤隆夫君頻りに發言す）是は貴方許りではありませぬ、此問題は誠に世の中の誤解を惹き易い問題でありますから誠に恐縮であります、けれども、新聞に出て居つた一二の例を促へて說明を致しますから、御聽を願つて置きます（「謹聽々々」と呼ふ者あり拍手起る）神奈川縣第五區高座郡、愛甲郡、津久井郡、二人、是が甚だ不公平であると云ふことが新聞に載つて居りました、試に之を調べて見ますると、此三郡合せて十八萬人であります、其十八萬人で二人を出すので、先程說明を致して置いた大概十萬以上を以て標準として居るのでありますけれども、已むを得ざる所に於ては九萬臺に於て一人一區若くは二人一區を作つたと申した、是は其一例である、所が此三郡を如何に處理するやと云ふに、高座郡を獨立選擧區にしたが宜からうと云ふ論があるやうですが、高座郡を一選擧區とするときは、高座郡は十萬八千人ありますから、是は成ります、愛甲、津久井を合すると、人口七萬二千人で、一選擧區を成すことが出來ないのであります、尙ほ愛甲、津久井兩郡が他に適當なる組合せ方法があるかと云ふと、是は地形上許さぬのでありますす斯の如き事に依て調べたのである、もう少し甚だ面倒ですけれども、長崎縣の第五區北松浦郡一人、是は十五萬人、第六南松浦郡、壹岐郡一人、是は合計十四萬人、第五區第六區を合併し二人區とすべしと云ふ議論が新聞であります、人口の點より見て各々一人一區とするのを適當と致す、それは先程申す如く成べく此人口十三萬と云ふものを抑へて出來るだけは一人一區にしたいと云ふので調査を致した、其取方が惡いと云へば格別だけれども、私の調べた標準から申せば、斯の如く致すより外は致方がない、長野縣の第五區更級郡、埴科郡一人、人口合せて十四萬人でありますが、第六區小縣郡一人、人口十三萬九千、第五區第六區を合して二人區となすべしとの論があるやうですけれども、兩區共之を一人とするのに最も適當なる人口である、即ち十四萬人と十三萬九千人とであります、まだ此處に愛知縣其他調べてありますが、どうぞ是は能く前申した所の趣意に依つて御審査を願ひたい、御議論は是は致方ないけれども——それから制度改正大選擧區小選擧區に改正する理由如何、是は先程諄いと思ふ程喋々と述べた、其理由以外にはありませぬ、要するに選擧の公正を期し、民意の代表を的確にし、選擧民の政治思想を發達せしめ、政黨の改善を圖ると云ふやうな點から考へて、今日の制度を改めた方が、

十數年來の經驗に徴して私は可なりと信じたのであります（拍手起る）而も現行の制度を最も宜い制度の如く往々論ぜられますけれども我國の如き大選擧區であつて而も單記制度の所は各國に其例を見ざる所である（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）若し大選擧區制度をして、眞に其効用を全うせんとしたならば、蓋し比例代表法に依る外は無い、但し今我國に於て比例代表法の制度を布くよりは、小選擧區制度とした方が、實際に適切なるものと是は考へたのである（拍手起り「のう〳〵」と呼ふ者あり）殊に外國の例を見ると、日本は人口十三萬に付て一人でありますけれども、向ふの小選擧區は洵に小さなもので六萬とか五萬とか三萬とか云ふ小さなる選擧區にしても、敢て大人物を出さぬと云ふことではない、相當に選擧は行はれて居る、進んで居るのである、斯樣に私は考へるのである、第三の御尋の、此案を提出するに就ての政府の態度、それを分けて御話になつたやうですから、分けて御答をしますが人口統計は大正二年のは古い、此重大なる法案を提出するには謂はゞ今年は人口統計が出來るのだから、之を待つが宜からうと云ふ御議論である、私は成程待つた方が宜いかも知らぬが、待つよりも選擧區の改正は急なりと考へたのであります、併し此點は私が御答するよりも蓋し齋藤君に於ても御同感であるから（拍手起る）此案が昨年も今年も續けて提出されたのであらうと思ひます（拍手起る「ひや〳〵」「うまいうまい」と呼ふ者あり）英國に於ては洵に愼重なる審議を盡したがどうかと云ふ、是は私もどうか斯くある事を希望致します併ながら御互に今日議さんとする所の案は、先程説明を申した如く、每年の懸案でありまして、今更調査の必要は大體に於て無いと私は考へて居る（拍手起り「のう〳〵」と呼ふ者あり）諸君と吾々と各々論ぜんと欲する所は多年論じ盡されて居ります、幾分の程度の所に就ては、時勢に應じて考へる所もありませうが、大體に就ては論より證據年々歲々御互に出して居るのでありますから、もう是が極めて愼重なる審議を盡された譯であります（「宜しい〳〵」と呼ふ者あり）此議會に於て決定するの意ありや、是は御問までもないことでありますから、御答を致しませぬ、明瞭です、何か引續いて調査する考は無いか、是もありませぬ、多年の懸案でありますから、一日も早く決定したいと思ふ、而も私は靜に世の成行を考へたならば、識者を以て任ずる所の人々は、今日寧ろ（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）時機であると云ふ事には同意するものであらうと考へて居る（拍手起る）御尋の事はそれで盡した積であります、若し盡しませんでしたら……

〔「澤山々々」「至れり盡せり」「後は委員會」と呼ふ者あり〕

〔齋藤隆夫君「議長々々」と連呼し「委員會でやれ」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　まだ三人の通告者もあります尙ほ委員會にも移されますから、一通り通告者の發言を許したいと思ひます、時間を……

〔齋藤隆夫君「唯今內務大臣は……」と呼ひ「委員會にしろ發言は得て居ないぢやないか」と呼ふ者あり〕

〔齋藤隆夫君「委員會は委員會本會は本會であります、唯今許可に」と呼ふ〕

○議長（大岡育造君）　發言を許可して居りませぬ、一巡濟まして後に致します。

〔「ひや〳〵」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　尙ほ今後三人の質疑の通告者があります、時間は既に切迫を致して居りますから時間を延長して此通告者の質疑の終るまで進行したいと思ひます。

〔「異議なし」「委員選擧も」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員選擧まで込めて置きます

〔齋藤隆夫君「通告者の質疑の濟んだ後まで發言を留保して置きます」と呼ふ〕

○議長（大岡育造君）　野村嘉六君。

〔野村嘉六君登壇〕

〔拍手起る「おや〳〵」と呼ふ者あり〕

○野村嘉六君　私は大體に就きまして極く簡單に質問をするのであります、第一は、現行衆議院議員選擧法は、丁度本則が百三條あるのであります、今回改正をさるべき條文は、其中の六十三條まで改正さるゝことになるのであります、それでありますからして、隨分大きい改正と申さなければならぬ、さう致しまして此の改正案の條文を見ますると、細かい事は委員會で申しますが、大體に於きまして言葉の改まつて居る點があるのであります、それは從來現行法に於きまして、選擧に關しました言葉で、開票管理者、それから開票立會人と云ふ言葉が諸所に使はれて居るのであります今回之を總て改正されまして、さうして開票管理者と云ふ文字に代ふるに選擧長、開票立會人と云ふ文字に代ふるに選擧立會人（「委員會で宜いではないか」と呼ふ者あり）斯の如き規定になつたのであります、所が斯の如き改正は宜しうございますが、其法文の書方に於きましては、第五十五條には開票管理者を選擧長に、開票立會人を選擧立會人と改むとの文體を記載してあるに拘らず、同じく改正案の第五十七條、第六十條の如きは全部の改正になつて居る、それかと申しまして更に第五十九條、第九十條、第九十一條になりますると矢張第五十五條のやうな文例を使つてあるのであります、諸所に記載してある此文例でありますからして、是は何か特別の理由でもあるのでありませうか一應伺つて置きたいのであります、私は斯の如き事は法文の體裁上甚だ宜しくない、それでありますからして、何か特殊の理由があるか御聞きを致したいのであります、但し斯く申上げるのは、是は新聞の改正案の草案に依つたのでありまして、重大なる此議案を漸く此に出て初めて受取つたやうな次第でありますから、若し新聞の記事が誤つて居つたならば私は此點は取消すのであります、是が第一であります、第二點は今回提案されたのは、即ち直接國稅三圓以上と云ふことになつたのであります、此直接國稅三圓以上となりましたに付て、現行法より進んだ點は、現行法は地租に付ては一箇年以上十圓以上納むる者としてあるのを、今度は地租も其他の直接稅も併せて一箇年以上三圓以上納むる者と云ふ所の改正になつたのであります、此點に就きましては、現行法より一般の進步をして居りますが、私は國民の負擔の點から申しましたならば、獨り此直接稅のみならず間接稅も同樣國家の稅を負擔するのでありますからして、間接稅を取除かれたのは、是は如何なる御趣意であるか、直接稅を負擔する者のみが國家に必要なる參政權を得なければならぬと云ふ理由は何所にあるか、折角此二箇年と云ふことを一箇年までも減縮された以上は、進んで間接稅をも御入れになつた方が宜いではないか、私は政府に此點に對する御考慮を伺ふのであります、第三點は、先程內務大臣は三圓と云ふことにしたのは、府縣會の選擧資格が三圓になつて居る、それであるからして此標準に基いたのであると云ふ御一言があつたのであります、さうして此衆議院議員選擧法を改正さるゝ理由と致しましては、時勢に順應した所謂改正であると云ふ所の御趣意であつた、私は若しも時勢に順應した所の改正ならば、獨り衆議院議員の選擧に對してのみならず、地方の自治體たる府縣制に對しても改正する必要がないか（「問題外」と呼ふ者あり）從來の例から申しますると此衆議院議員選擧の納稅資格改正の場合には、斯の如きは矢張之に引續いた所の自治制の納稅資格を改正さるゝ所の慣例になつて居る、此點に對して當局は如何なる御考があるか、此點を伺ふのであります、第四點と致しましては、現在の衆議院議員選擧法の第十二條には「華族ノ戶主ハ選擧權及被選擧權ヲ有セス」と云ふことがある、華族でありましても家族は差支ない、所が近時新聞を見ますると、華族の戶主にして矢張被選擧權の資格を有する方が宜しいと云ふ一の議論が出て居るやうでありますが、此案が若し此衆議院を通過して貴族院へ廻つて、萬一貴族院から今日世界で言つて居るやうな、華族の戶主にも被選擧權を與へると云ふやうな所の修正、或は改正が出たならば、當局は之に御同意なさる御考であるかどうか、此事は此現行法、即ち是は明治三十三年に出來て居る法律でありますか、此改正の時にも委員會に於て華族の戶主にも被選擧權を與へべきものなりと云ふ所の議論が、當時星亨君の委員長の下で論議されて居るのであります、過去の歷史は今申上げるやうな次第でありますが、兩院を通過する必要上、萬一貴族院で此問題が起つて修正案でも出たならば、當局は御同意なさる考であるかどうであるか、一言伺つて置きたい、此他に對する質問は、唯今齋藤君から質問されましたから、重複を重ねる虞がありまするからして、本員の質問は之を以て終りとするのであります（拍手する者あり）

○議長（大岡育造君）　內務大臣。

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　野村君に御答致しますが、今度第一の御尋は開票區に關した事であります、今度の改正案では小選擧區に致しました爲めに、開票區に關する規定は總て削除致いました、それで尙ほ御尋の事は文字の事のやうでしたが、大體開票區に關する事は全部削つたのでありますから、それ以外の所は委員會で御答申上げます、それから間接稅を何

故入れなかつたかと云ふことでありますが、是は間接税も計算で表はすことの出來るのもありませうけれども、多くは酒の税とか煙草の税とか云つて、どうも計算上茲に取る譯に參りませぬ、それから府縣會議員の選擧資格を下げる意思はないかと、斯う云ふ御尋のやうに思ひますが、唯今の所では未だ左樣な考は持つて居りませぬ、それから次に華族に選擧權を與へるかと云ふことでありましたが、それは私は與へぬ方が宜しいと云ふ──現行法の儘の方が宜しいと云ふ考でありますから、隨つてそれに關聯した御答は、自然御答する必要が無いと思ひます。

○議長(大岡育造君)　今井嘉幸君。

〔法學博士今井嘉幸君登壇〕

○法學博士今井嘉幸君　晩くなりましたから簡單に一言だけ質問致します(「贊成」と呼ふ者あり)先程から議場の有樣を見て居ると、洵に感慨に堪へないものがある、議場の內外に於いて、よくも空氣の變つたものであると思ふのである、僅か一圓とか二圓とか一厘とか二厘とか云ふやうな細かい爭をして居る、是れは歐羅巴諸國に於いて、一世紀も二世紀も以前にやつたことである、然るに一度門戶の外へ出たならばどうでありますか、世の中は普通選擧を叫んで居るではありませぬか、唯今床次君の御鄕里から私の發らうと思ふ時に「ボーイ」が斯う云ふ電報を持つて來た、鹿兒島普通選擧期成同盟會「普通選擧の爲めに御奮鬪を望む」と云ふ事を言つて來て居る、彼の鹿兒島まで斯う云ふやうなことで、普通選擧の爲めに叫んで居る、然るに此議場に於て僅に一圓とか二圓とか云ふやうな細かい問題に就て、十八世紀か十九世紀以前にやつた問題に就て爭をして居る、先程の內務大臣の御答辯は、此議場の一部分の人に對しての御說明になるかも知れませぬけれども、少くとも吾々普通選擧論者には其說明が足らない、殊に此議院以外の大多數の國民と云ふものは、斯の如き說明では到底滿足することは出來ない、願くは此世の中に騷いで居る所の普通選擧なるものに對して、如何なる御考を持つて居るかと云ふことをもう一言御說明を望む譯であります、之に付きまして一二伺ひたい事があるのでありますが、先づ第一に普通選擧其物に對して、如何なる御考を持つて居らるゝか、是は政府が將來我國に對して政治をやる所の御方針に於ても、非常に影響がある、又民間に非常に騷いで居る人の心理狀態に對しても、非常に影響を及ぼすものであります、寺內內閣の時代に於きましては、私の想ふには普通選擧と云ふものは、我日本の國體に反して居りはしないかと云ふやうな間違つた考を持つて居つたやうに見える、又固陋なる人になると耶蘇信者に對するが如く、西洋では良いかも知れぬが、日本では宜しくないと云ふやうな斯んな間違つた考を持つて居る、又社會主義者に對するが如く、一種の危險思想を持つて居るやうに見て居つたのであるが、此現原內閣の諸公は、斯う云ふやうな御考を決して持つて居ないと思ひますが、そこの所を先づ御尋したいのである、今まで寺內內閣がやつた所の此普通選擧論者に對する取締と云ふものは、非常に酷烈なものであつて、頑迷なものであつたのである、所が此政府になりまして、普通選擧論者に對する取扱は稍々寬大な取扱をして居る、流石は床次式として、是は賞揚する次第でありますが、矢張將來も斯う云ふ御考を以て進まるゝことを希望するのであるが、先づ第一に普通選擧に對してどう云ふ御考を持つて居るか、絕對的に良いものであるか惡いものであるか、日本に適用の出來るものであるか適用出來ないものであるかと云ふ、其根本の問題に就て一つ御尋を致します、それから假りに此普通選擧と云ふものが良いと假定致しましても、それは日本の今日の狀態に於ては、早過ぎると云ふ御考であるのかどうか、若し良いと云ふならば──惡いと云ふならばそれまで、惡いと云ふならばどう云ふ點が惡いか、絕對的に惡いと云ふならば惡い其點を承りたい、良いと云ふならば何故早く行はないか、即ちそれをやらないと云ふのは尙早だ、尙早であると云ふならば、其理由を一つ伺ひたいのである是は恐らく日本の文明の程度と云ふものが、未だ此に至らないと云ふ御考より外、多く其理由を見ないのである、所が普通選擧と云ふものは、歐羅巴諸國に於ては一等國二等國位のものではない、三等國四等國と云ふやうな劣等の下級に屬する、我國から見れば甚だ失禮な申し條であるが、遙に下に位して居る文化の程度の諸國でも、皆な普通選擧をやつて居る、例へば勃牙利抔でもやつて居る、唯々行はないのは土耳古とか支那とか云ふやうな、領事裁判を行つて居る國ばかりである、若し普通選擧が日本に於て行へないと云ふならば、領事裁判權をもう一遍元へ戾したら宜い、さう云ふやうに歐羅巴では三等國四等國でも行つて居る、巴爾幹半島の、日本と條約もしないやうなあゝ云ふ國よりも劣つて居ると考へるか、それでなければ理由が成立たない、又斯う云ふ考からして、普通選擧が早過ぎると云ふことがあるかも知れぬ、それは成程良い事かも知れぬ、文化の程度もそれに達して居るが、是は一足飛に飛上ると危險である、恰も梯子段を飛上るが如く見て、普通選擧を尙早と考へて居るかも知れぬ、所が普通選擧を行つた國は、英國以外は何處でも一足飛に飛んで居る、普通選擧は十九世紀の半から行はれて、二十世紀の初に一時に歐羅巴諸國は普通選擧になつたのであるが、何處でも皆な一足飛に飛んで、何れの國と雖も制限選擧より普通選擧に溝渠を飛んで、何處の國と雖も傷ついた國は無いのである、然るに我日本國のみ之を飛んで傷つくと思ふか、さう云ふ風な情ない御考を持つて居るか、それから最も奇怪千萬なるは、此普通選擧なるものは、明治四十四年政友會內閣とも稱すべき時の議會に於いて提案せられて大多數で通過した所の榮譽ある歷史を持つて居る是は政友會の第一次內閣とも稱すべき時であつたのである、然るに今日は尙早と言ふ、今より十年以前にそれが早過ぎずして、十年の後に於て早過ぎると云ふ其理由は何所に在るか、是は非常な矛盾である世の中に變說改論と稱するものがあるが、恐らく是れは變說改論ではありますまい、政友會の首腦たる所の西園寺侯が去られ、松田君逝かれて之に代つて原敬君其他の諸公がなられた、人が變つたので變說改論に非ずして、變人改論とでも名を付けるべきものでないかと思ふ、人として變人改論は結構な事であるか知らないが、黨としては實に節操の無いもの不面目千萬なものでなからうかと私は思ふのであります(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)それから強ち政友會のみを責めるのでありませぬが、今日世の中に叫ばれて居る所の普通選擧の人民の聲に對して、私は政友會のみならず、其他の諸公の態度が、非常に冷淡であると云ふことを悲しむのである、是は國民黨に於ては一番初に出された、國民黨諸公に對しては、幾分恕すべき所がある、斯う云ふ騷ぎにならなかつた時であるから、成程先見の明が無いと申せば幾分か恕すべき所がある、去りながら世の中の氣運が斯う云ふ風に變つて來たら、何も之を撤回するに差支ない、何も躊躇することはない、其點に於て六人組の御態度は實に見上げたもので、黨の面目は之に依つて幾分維持された、是は感謝して宜からうと思ふそれから憲政會の案は、普通選擧と云ふものが段々盛んに叫ばれて、非常に世の中の氣運が分つて來たに拘らず、まだ此の案に就て躊躇せられて、さうして今日のやうな案を出されたと云ふことは、實に時勢を見る所の明の無いことに驚くのであります、所が政府も今日出された案に至つて、尙ほ更に驚くべきものがあるので、世の中の有樣と云ふものは、非常に變つて居る、其有樣は百も御承知でありながら此時勢に逆行することの甚しい斯う云ふ不徹底な案を出されると云ふことは、實に民意を無視した所のものと私は思ふのでありますが、斯う云ふやうな結果を何時までも續けて置いたならば、容易ならざる結果になります、人は食物の無い時には其爲めに暴動を起すと云ふ、さう云ふ實例を持つて居る、或は權利の要求であつても、長く之を持續したらさう云ふことが無いと限らぬ、羅馬の政治家「ブラッカス」は「求むるに對して與へざれば奪取れ」と云ふことを言つた、羅馬の歷史は明に之を說明して居る、此氣運を何時までも抛つて置いたならば、さう云ふことになつて來るかも知れぬ、議院が暴民の爲めに包圍されて、諸君が彼等に權利を奪はれなければならぬと云ふやうな機會があるかも知れぬと云ふことを御承知でありますか、如何でありますか。

〔「無禮な奴だ怪しからん」「無禮な事を言ふな」と呼ふ者あり〕

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

○國務大臣(床次竹二郎君)　今井君に御答致しますが、普通選擧に就ては如何に考へて居るか、全體普通選擧と申した所が、今日唱へられて居る普通選擧は、一種の制限選擧だと私は考へますが(「然り然り」と呼ふ者あり)今井君の仰しやるのは、絕對に普通選擧ぢやないだらうと解しますがどうです──それぢや私は今井君の御話は、何でも構はぬ、平等に普通選擧をやると云ふ御尋ではないと解釋して御答致します、さうすれば矢張是は一種の制限選擧でありますから、今度十圓を三圓に下げ、又時あつて是が二圓になり、若くは又それ以外に選擧權を擴張することになれば、追々何所までの程度か知らぬが極く制限を付けない普通選擧までは可なり時節があ

りませう、今の所では私は三圓を以て適當なりと考へて居る、總て此選擧權抔の制度は、時勢に應じて作るべきものであり、又各國の普通選擧の如きも、各々それ〳〵來歴があつて出來て居るかと存じます我國に於ては現在の提案を以て、最も時勢に相當の案だと考へて居ります（「ひや〳〵」「議長」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　暫く御待を願ひます、通告はもう一人ありましたが、取消されましたから、此際齋藤隆夫君に發言を許します。

○齋藤隆夫君　此席より申します、最前本員の質問に對しまして内務大臣の御答辯は、全く方角違であります、本員の質問に對しては何等答ふる所なく、本員の質問せざる所に就て、無益の言論を弄されたと云ふことに歸著して居るのであります、本員第一の質問は、直接國税一點張で行くと、假令へ十圓を三圓に下げた所で、郡部に厚くして市部に甚だ薄い即ち片輪の擴張になるのである、統計の示す所に依れば、此擴張方法に依れば、郡部に於て百人に付て五人六分、市部に於ては百人に付て三人二分になるのである、斯る片輪の擴張と云ふものは、公平なる選擧權を擴張する所以ではない、殊に文化の程度より推して見ても、文明の進歩は大體に於て市街より郡部に及ぶのが至當の順序である、又中央に於ても地方に於ても、政治上の中心勢力と云ふものは、寧ろ市街地に在るのであります、それ故に選擧權を擴張するに當りましても、何所までも絕對公平にやらねばならぬのは當り前であるが、若し萬已むを得ざる場合に於ては、郡部に厚きよりか、寧ろ市街地に厚いと云ふのが（「のう〳〵」と呼ふ者あり）實社會の實狀に適合して居るものと思ふ、斯る反比例、而も其反比例たるや尋常一樣のものではない、非常に驚くべき反比例の結果を來すことは甚だ宜くない（「のう〳〵」と呼ふ者あり）それ故に何か他の擴張方法に就て十分考慮されたことがあるか、此點に就て智識階級を混入することも確に其一の方法である、然るに此有益なる智識階級を入れなかつたのはどうであるかと云ふことゝ、及最前床次君の説に依れば、若し此階級を入れると云ふことになれば、此智識階級に屬せざる者に於て、相當智識能力ある者のがある、是等に對して、不公平の結果を來してはいかぬと云ふことであつた、所が小なる不平を恐れて、何が故に此階級をば混入せざる、大なる不公平の結果を來すことを看過して居るのであるか、無論選擧權と云ふものは、或る階級に依つて定むべきものであつて、決して各人各別に就て一々試驗をして與ふべきものでない、財産上の資格に於ても、馬鹿もあれば悧巧もある、財産を持つて居らぬ者でも、亦悧巧な者もあれば馬鹿な者もある、斯樣な事を逐一試驗をして選擧權を決めることは出來ない、財産階級、智識階級、其他或階級を標準として與へるものであります、各人各個に就て見れば、不公平な結果を來すことがあるが、制限選擧に於いては、已むを得ない事であります、唯々智識階級に屬せざる者の中に於て、幾らか智識ある者があるから、それに對しては不公平だと云ふ此一事を以て、此大切なる智識階級を取除けると云ふことに付ては、何等理由を成さぬのであります、此點に就て更に徹底したる理由を求む、次に大選擧區制變更に關する事であります、之に就ても不明瞭であると本人は斷言致しましたけれども、其事は後日或る機會に於て、逐一事實を指摘して甚だ多いことを證明致します、其點に就て問ふたのでない、大選擧區制變更に關する理由が、最前述べられた所の全部の理由であるか一部の理由かと云ふことを確めたら、是が全部の理由であつて、他に理由が無いと云ふことを承りましたに依て、此事は本員は内務大臣の言として質を取つて置きます、次に第三の點に就ては、是は更に委員會に於きまして、其等の點に就て御辯明を願ひたいと思ひます。

○國務大臣（床次竹二郎君）　唯今齋藤君の御尋の事は、郡市不權衡と云ふことに付ての御心配であるが十圓の税を三圓に下げて、既に多少の不權衡が起つて居る、更にそれを二圓まで下げれば尙更不權衡になる、何故かと云へば税が下る程、多く地租を納むる人が其資格に當嵌ります、それでありますから有權者は益々郡部に多くなるのであります（「分つたか」と呼ふ者あり）それから幾分智識階級を加へれば、緩和するかの如く見えるのでありますけれども併し私の申したのは十八萬であつて、十八萬の智識階級者の中で、獨立の生計を營む者と云ふものを取れば、其以外の者は獨立の生計を營まぬと云ふ標準が取れるか知らぬが、更に是が減つて來ませう、僅か十萬かそこらの者が加つて、幾分の緩和になりませうが、それが矢張大體から申せば、郡部の人が多からうと私は考へて居る、それから其次に智識階級を取らぬと云ふことは、誠に小なる不公平である、其小なる不公平をすべく智識階級を取らぬと云ふ事を、何故に敢てするかと云ふ御話のやうでありますが、是は大に考が違ひます、貴方の言はれる智識階位の人を全部取つた所で幾らありますか、中學卒業以上の者が五十萬、此五十萬人の人に劣らざる、寧ろそれ以上に全國に澤山の人が居ります、是等の人を律するに、唯々卒業證書を持つて居るか否やと云ふことを以て判斷することは、大なる不公平と考へるのであります。

○議長（大岡育造君）　今井嘉幸君――混雜の虞がありますから、御登壇を希望致します。

〔法學博士今井嘉幸君登壇〕

○法學博士今井嘉幸君　今床次内務大臣が御尋になりましたので私が答ふべき地位になりました、それに附加へて疑問が起つて來た譯であります、普通選擧も矢張制限して居るから制限である、制限選擧である、政府其他の方面から出して居るのも制限を加へて居るから制限である、制限に變りはないのでないかと云ふ御話でありましたが、併し普通選擧と云ふものは唯々文字に拘泥してはいけぬ、國民皆兵と云ふ事でも、何も子供や女抔を兵に取る事ではありませぬ、それでも國民皆兵である、それと同じく普通選擧と云ふても、誰にも彼にも與へるのでない、普通選擧と制限選擧の關係は、普通選擧は全體の者に與へると云ふことを原則として、それに對して例外を加へるのが普通選擧である、制限選擧は全體に與へざるを原則として、幾分に與へるのが制限選擧である、其爲めに同じく制限するけれども、非常な差が起つて來る、普通選擧の國に於ては、國民全體の少くとも二十「パーセント」前後と云ふものが、必ず選擧權を有することになる、百人の内二十人は選擧權を有する、制限選擧は標準が違ふから、大概十「パーセント」以下であります、さう云ふことになる普通選擧を行へば日本と雖も千萬か千五百萬と云ふことになつて、二十「パーセント」前後になる、所が今政府其他の諸黨から出されて居る案は五「パーセント」内外である、其間には非常な差がある、是は標準が違ふからさう云ふ差が起る、所が世界の中で多くは二十「パーセント」近いものになつて居るのに、日本だけが――一等國と稱して居る日本だけが、五「パーセント」位で濫りに爭をして居るのは怪しからぬ話ではないかと思ふ、斯う云ふ譯でありますから、此點の御説明を願ひたい、議會の中の空氣と外の空氣は「ストーブ」の加減が非常に違ふ、議會の裡は桃源の夢に醉ふて居るが、世の中では非常に覺めて居る、尙ほ選擧法の改正を今年やつても來年から行ふものでない、次の選擧からやるのである、其間に考慮を要する、斯う云ふ時に考慮を用ひて貰ひたい、强ち之を本年通すと云ふやうなことを突張らないやうに希望するのであります。

○國務大臣（床次竹二郎君）　今井君に御答致しますが、今私は言葉咎めをするのではありませぬが、普通選擧には女抔は無いと仰しやつたが、矢張時代の進歩でさうばかりは行かぬと思ふ、今の戰で女も同じく此軍事に加つた廉を以て、段々英國邊でも選擧權を與へられて居る、是は何でもない事でありますが、詰まり私の言ふのは、貴方の言葉尻を咎める趣意ではないので、普通選擧と申しても、時代に依つて其廣狹に幾分の差があると私は思ふのであります、そこで今では貴方の御考になつて居るやうな普通選擧論は、私は今持つて居りませぬ、斯う云ふことを單純に御答しまして、それ以上はどうも私が御答致しても、却て御滿足でなからうと思ひますから、是で止めて置きます。

○議長（大岡育造君）　委員選擧の事を御諮り致します。

○岩崎勳君　本案は高木益太郎君外三名提出、衆議院議員選擧法中改正法律案外一件の委員に併せて付託せられんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか――御異議がないと認めます、仍て動議の如く決します、本日は散會。

午後六時二十九分散會

○大正八年二月二十七日（木曜日）

午後一時九分開議

議事日程　第十七號

第一　執達吏規則中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案（政府提出）　第一讀會
第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第五　結核豫防法案（政府提出）　第一讀會
第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第七　「トラホーム」豫防法案（政府提出）　第一讀會
第八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第九　農工銀行法中改正法律案（天春文衞君外十七名提出）　第一讀會
第十　日露語學校設置に關する建議案（松本誠之君提出）
第十一　松本鐵道建設に關する建議案（高島順作君外五名提出）
第十二　農務省新設に關する建議案（中倉萬次郎君外十名提出）
第十三　農工銀行補助法第七條實施に關する建議案（中倉萬次郎君外十名提出）
第十四　水產銀行設立に關する建議案（鵜澤宇八君外二名提出）
第十五　東方調査局設置に關する建議案（伊東知也君提出）（委員長報告）
第十六　朝鮮平元鐵道急設に關する建議案（牧山耕藏君外五名提出）（委員長報告）
第十七　伊萬里、佐世保間鐵道建設に關する建議案（中倉萬次郎君外四名提出）（委員長報告）
第十八　羽越橫斷鐵道建設に關する建議案（小林源藏君外七名提出）（委員長報告）
第十九　若松、柳津間輕便鐵道建設に關する建議案（八田宗吉君外四名提出）（委員長報告）
第二十　（特別報告第四十二號）產業組合に對し印紙稅免除の請願（委員長報告）
第二十一　（特別報告第四十三號）製鹽特別賠償價格制定の請願（委員長報告）
第二十二　（特別報告第四十四號）特別用鹽規則中鍊追加の請願（委員長報告）
第二十三　（特別報告第四十五號）專賣官吏派出所設置の請願（委員長報告）
第二十四　（特別報告第四十八號）質屋取締法中改正の請願外一件（委員長報告）
第二十五　（特別報告第五十一號）仙臺地方裁判所石巻支部權限復舊の請願（委員長報告）
第二十六　（特別報告第五十四號）太田、三次間輕便鐵道測量及速成の請願（委員長報告）
第二十七　（特別報告第五十五號）上越鐵道速成の請願（委員長報告）
第二十八　（特別報告第五十六號）上越鐵道敷設工事急施の請願（委員長報告）
第二十九　（特別報告第五十七號）池田、川之江間鐵道敷設の請願（委員長報告）
第三十　（特別報告第五十八號）津山新見間鐵道敷設速成の請願（委員長報告）
第三十一　（特別報告第六十一號）都城福島間鐵道敷設の請願（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一昨二十六日政府より提出せられたる議案左の如し

結核豫防法案
「トラホーム」豫防法案

一去二十五日議員より提出せられたる議案左の如し

鶴岡、大泉間國有輕便鐵道敷設に關する建議案
提出者　熊谷直太君　戸狩權之助君　小林源藏君　高橋辰二君　大石五郎君　齋藤紀一君

新見、庄原間輕便鐵道建設に關する建議案
提出者　湯淺凡平君　西村丹治郎君　福井三郎君

一去二十五日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

青年指導に關する再質問主意書
提出者　田中萬逸君

國民思想の善導に關する再質問主意書
提出者　田中善立君

一昨二十六日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

小學校教員に給する臨時手當に關する再質問主意書
提出者　高田耘平君

一今二十七日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

公娼制度の存廢に關する第三質問主意書
提出者　横山勝太郎君

一昨二十六日貴族院に於て本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

第一回國勢調査施行に要する地方經費國庫支辨に關する法律案（政府提出）
作業會計法中改正法律案（政府提出）
戰時利得稅法中改正法律案（政府提出）
國債整理基金特別會計法中改正法律案（政府提出）
海軍工廠資金會計法中改正法律案（政府提出）
朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案（政府提出）
（特第一號）大正七年度各特別會計歲入歲出豫算追加案（政府提出）

一去二十五日政府より受領したる報告左の如し

大正六年四月一日より大正七年三月三十一日に至る各省所管官有財產增減異動報告

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に掲載す〕

一去二十五日木津川治水に關する建議案委員井上敬之助君辭任に付其補闕として小田切磐太郎君を、衆議院議員選擧法中改正法律案委員栅瀨軍之佐君、古島一雄君、村松恒一郎君辭任に付其補闕として下岡忠治君、野添宗三君、高木益太郎君を孰れも議長に於て選定せり

一昨二十六日衆議院議員選擧法中改正法律案委員政尾藤吉君、福本賞松君、生原忠右衞門君、佐佐木文一君辭任に付其補闕として三土忠造君、中村啓次郎君、武藤金吉君、淸寬太郎君を議長に於て選定せり

一今二十七日衆議院議員選擧法中改正法律案委員松浦五兵衞君、鳩山一郎君、古屋慶隆君辭任に付其補闕として森田正路君、粕谷義三君、小泉又次郎君を、精神病院法案委員山根正次君辭任に付其補闕として佃安之丞君を孰れも議長に於て選定せり

一去二十五日委員長及理事互選の結果左の如し

決議案起草の件委員
委員長　小川平吉君
理事　金杉英五郎君

○議長（大岡育造君）　是より會議を開きます――諮問を致します、第四部選出決算委員前田卯之助君、右常任委員辭任の申出がありました、許可して異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ許可することに決します、第四部の諸君は、速に補缺選擧を行ひ屆出あらんことを望みます――此際宣告をして置きます、本期議會は既に會期の三分の二を經過しました、先例に依り、一、法律案は成規の日時を要せず日程に掲載すること、一、本會議時間に於ける委員會の開會は議長に於て之を許可すること、一、議案の都合に依り定日以外の日に於ても本會議を開くこと、是は先例でありますから、念の爲めに宣告致して置きます――日程第一、第三は、便宜上一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ一括議題と致します、日程第一、執達吏規則中改正法律案、第三執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案を一括して議題と致し、第一讀會を開きます――豊島政府委員。

第一　執達吏規則中改正法律案（政府提出）　第一讀會

執達吏規則中左ノ通改正ス
第十九條中「百八十圓」ヲ「四百五十圓」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三　執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案（政府提出）　第一讀會

執達吏手數料規則ニ依ル手數料及立替金ニ付テハ當分ノ內勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ百分ノ五十以內ヲ增額スルコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔政府委員法學博士豊島直通君登壇〕

○政府委員（法學博士豊島直通君）　執達吏規則中改正法律案、是は執達吏の手數料と一年間の收入が百八十圓以下でございますれど、國庫から支出すると云ふことに、之を今日は定められてございますするのを、現今の經濟狀態に副ひませぬ所から致しまして其額を四百五十圓に上げまして、其不足額は國庫から之を支給すると云ふことに致したい趣意でござい

ます、次に執達吏の手數料及立替金の增額に關しまする法律案は、是も經濟界の變動に伴ひまして、物價の昂騰著しきものがございますからして、當分の間其經濟狀態に適應する爲めに、五割の手數料の金額を增加致したいと云ふ趣意でございます、どうか何分御協贊を御願致します。

○議長(大岡育造君) 委員選擧を議題と致します。

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勲君 日程第一及第三を一括して、委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを、望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議が無ければ此兩案は議長指名九名の委員に付託することに決しました――日程第五、第七は便宜上一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長 大岡育造君) 御異議が無ければ一括議題と致します――第五、結核豫防法案、第七、「トラホーム」豫防法案――床次内務大臣。

第五 結核豫防法案(政府提出) 第一讀會

結核豫防法

第一條 本法ニ於テ結核ト稱スルハ肺結核又ハ喉頭結核ニシテ病毒傳播ノ危險アルモノヲ謂フ

第二條 醫師結核患者ヲ診斷シ又ハ其ノ死體ヲ檢案シタルトキハ患者ノ場合ニ在リテハ患者又ハ其ノ居住ノ場所ノ管理ヲ爲ス者若クハ其ノ代理ヲ爲ス者、死體ノ場合ニ在リテハ死體所在ノ場所ノ管理ヲ爲ス者又ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ命令ノ定ムル所ニ依リ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘシ

前項ノ規定ニ依リ指示ヲ受ケタル者ハ其ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ行フヘシ

第三條 醫師ハ前條ノ規定ニ依リ指示ヲ受ケタル者其ノ指示ヲ遵守セスト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏員ニ其ノ旨ヲ申告スヘシ

第四條 行政官廳ハ結核患者又ハ其ノ死者アリタル場所ニ付家屋物件ノ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ施行シ又ハ其ノ施行ヲ患者又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ命スルコトヲ得

第五條 行政官廳ハ結核豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

一 業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ從事スル者又ハ病毒蔓延ノ虞アル場所ニ居住シ若ハ其ノ場所ニ於テ職業ニ從事スル者ニ對シ健康診斷ヲ施行スルコト

二 結核患者ニ對シ業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ從事スルコトヲ禁止スルコト

三 學校、病院、製造所其ノ他多衆ノ集合スル場所又ハ旅店、料理店、理髪店其ノ他ノ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ付病毒傳播ノ媒介トナルヘキ事項ヲ制限シ若ハ禁止シ又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ結核豫防上必要ナル施設ヲ爲サシムルコト

四 古著、古蒲團、古本、紙屑、襤褸、飮食物其ノ他ノ物件ニシテ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノノ賣買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁止シ、其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ爲サシメ又ハ其ノ物件ノ廢棄ヲ爲スコト

地方長官ニ於テ前項ノ規定ニ依リ健康診斷ヲ施行シ又ハ物件ノ廢棄ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第六條 地方長官ハ結核豫防上必要ト認ムルトキハ採光、換氣其ノ他ノ關係ニ於テ衞生上不良ナル建物ノ使用ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ因リ生シタル損害ニ對シテハ地方長官必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ補償金ヲ交付ス補償金ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第七條 主務大臣ハ結核患者ニシテ療養ノ途ナキモノヲ收容セシムル爲人口五萬以上ノ市又ハ特ニ必要ト認ムル其ノ他ノ公共團體ニ對シテ結核療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得但シ必要ト認ムルトキハ二以上ノ公共團體ヲ指名シ共同設置ヲ命スルコトヲ妨ケス

前項ノ結核療養所ニ關スル經費ハ公共團體ノ負擔トス

第一項但書ノ規定ニ依リ共同設置ヲ命スル結核療養所ノ管理及經費分擔ノ方法ハ關係公共團體ノ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ主務大臣之ヲ定ム

第八條 地方長官ハ結核患者ニシテ療養ノ途ナキモノ及豫防上特ニ必要ト認ムルモノヲ前條ノ規定ニ依リ設置スル結核療養所ニ入所セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル入所ノ費用ノ負擔及徵收ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第七條ノ規定ニ依リ結核療養所ヲ設置スル公共團體ニ對シ其ノ結核療養所ニ關シ公共團體ノ支出スル經費六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス

第十條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第七條ノ規定ニ依ラスシテ結核療養所ヲ設置スル公共團體又ハ公益法人ニ對シ其ノ結核療養所ニ關シ公共團體又ハ公益法人ノ支出スル經費ノ二分ノ一以內ヲ補助スルコトヲ得

第十一條 結核療養所ヲ設置スル公共團體ニシテ第九條又ハ前條ノ規定ニ依ル補助ヲ受クルモノハ他ノ公共團體ノ委託アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ途ナキ結核患者ヲ其ノ結核療養所ニ收容スヘシ

第十二條 北海道地方費又ハ府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第五條第一項第二號ノ規定ニ依ル從業禁止又ハ第八條第一項ノ規定ニ依ル入所ニ因リ生活スルコト能ハサル者ニ對シ其ノ生活費ヲ補給スヘシ

第十三條 國庫ハ第五條第二項、第六條第二項又ハ前條ノ規定ニ依リ支出ヲ爲ス北海道地方費又ハ府縣ニ對シ其ノ支出額ノ四分ノ一ヲ補給ス

第十四條 官廳、官立ノ學校病院製造所等ニ於テハ其ノ長ハ第五條第一項第三號第四號及第六條第一項ノ規定ニ準シ結核豫防ニ關スル事項ヲ施行スヘシ

第十五條 第二條第一項若ハ第三條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第四條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十六條 第五條第一項又ハ第六條第一項ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大正三年法律第十六號ハ之ヲ廢止ス

大正三年法律第十六號ニ依リ設置ヲ命シタル結核療養所ハ本法ニ依リ設置ヲ命シタル結核療養所ト看做ス

第七 「トラホーム」豫防法案(政府提出) 第一讀會

「トラホーム」豫防法

第一條 醫師「トラホーム」患者ヲ診斷シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ患者又ハ其ノ保護者ニ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘシ

當該官吏又ハ吏員ハ必要ト認ムルトキハ「トラホーム」患者又ハ其ノ保護者ニ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スヘシ

第一項又ハ前項ノ規定ニ依リ指示ヲ受ケタル者ハ其ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ行フヘシ

第二條 「トラホーム」患者ハ速ニ醫師ノ治療ヲ受クヘシ

「トラホーム」患者ノ保護者ハ其ノ患者ヲシテ速ニ醫師ノ治療ヲ受ケシムヘシ

第三條 行政官廳ハ「トラホーム」患者ニシテ治療ヲ受クルノ途ナキ者ニ對シ治療ヲ施行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ治療ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ患者所在地ノ市町村ノ負擔トス

第四條 行政官廳ハ「トラホーム」豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得

一 檢診ヲ施行スルコト

二 「トラホーム」患者ニ對シ客ニ接スル業務ニ從事スルヲ停止スルコト

三 學校、幼稚園、製造所其ノ他ノ多衆ノ集合スル場所又ハ旅店、料理店、理髪店其ノ他ノ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ付病毒傳播ノ媒介トナルヘキ事項ヲ制限シ若ハ禁止シ又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ「トラホーム」豫防上必要ナル施設ヲ爲サシムルコト

地方長官ニ於テ前項第一號ノ檢診ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第五條 市町村ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ「トラホーム」ノ豫防及治療ニ關スル施設ヲ爲スヘシ

第六條 北海道地方費又ハ府縣ハ命令ノ定ムル所

ニ依リ「トラホーム」ノ豫防及治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其ノ費用ノ補助ヲ爲スヘシ

第七條 國庫ハ前條ノ補助ノ爲其ノ他「トラホーム」ノ豫防及治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲ス北海道地方費又ハ府縣ニ對シ其ノ支出額ノ六分ノ一ヲ補助ス

第八條 官廳、官立ノ學校製造所等ニ於テハ其ノ長ハ第四條第一項第三號ノ規定ニ準シ「トラホーム」豫防ニ關スル事項ヲ施行スヘシ

第九條 第一條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シタルモノハ科料ニ處ス

第十條 第四條第一項ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十一條 本法ニ於テ保護者ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ未成年者若ハ禁治産者ノ後見人、親權ヲ行フ者又ハ後見人ナキトキハ戸主、戸主未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ戸主ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ戸主ノ後見人

二 教育、監護又ハ傭使ノ目的ヲ以テ未成年者ヲ寄寓セシムル者又ハ其ノ法定代理人

第十二條 本法中市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノトス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

○國務大臣(床次竹二郎君) 結核病に依つて死する者年々約八萬以上ございます、此病者の推定數は、全國に於て五十萬以上でございます、而も逐年其病勢は增加して行く有樣でございます、衞生上及經濟上に及ぼす影響は甚だ大なるものでありまして、是が豫防撲滅は、國防並に教育上實に看過すべからざる緊要の問題と考へます、現在に於きましては、肺結核療養所の設置及國庫補助に關する規定がありまして、人口三十萬以上の都市に對して肺結核療養所の設置を命じ、窮民患者の療養を致すと云ふことになつて居りますが、前申上げるやうな現在の狀況でありますから、今日の有樣で到底過す譯には參りませぬ、一般に豫防に關する法規を作る必要がございます、仍て此際一般的豫防法を制定すると同時に人口五萬以上の都市及特に必要と認めたる公共團體に對し、結核療養所の設置を命ずることを得る事にして、以て此病氣の豫防撲滅の効果を奏したいと思ふのでございます、是が此結核豫防法案を提出致す理由であります、次に「トラホーム」豫防法案を制定致しまする理由は、目下我國に於ける「トラホーム」患者は、正確なる數は之を知ることは出來ませぬが、徵兵檢査の結果に依つて推算を致しますれば約一千萬人に達して居るやうに思ひます、是亦産業教育、及國防上、影響する所甚だ大なるものであります、國民的活動上に大なる障礙を與へて居る次第であります、然るに之に對する一般の法規未だ備つて居らぬのであります、仍て此際本案を制定したいと云ふ趣意でございます。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 右兩案委員の選擧を議題と致します。

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勲君 議長。

○議長(大岡育造君) 岩崎君。

○岩崎勲君 兩案を一括して、精神病院法案の委員に併せて付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議が無ければ動議の如く決します――日程第九、農工銀行法中改正法律案の第一讀會を開きます、提出者天春文衞君。

第九 農工銀行法中改正法律案(天春文衞君外十七名提出) 第一讀會

農工銀行法中左ノ通改正ス

第六條第二號中「五分ノ一」ヲ「三分ノ一」ニ改ム

同條第五號中「二十人以上」ヲ「十人以上」ニ改ム

第十三條 貸付金ノ年賦償還ニ付キ据置年限ヲ定ムルトキハ五箇年以内トス但シ其ノ年限内ノ利子ハ此ノ限ニ在ラス

年賦償還期限前天災事變其ノ他避クヘカラサル事故ヲ生シタル場合ニ於テハ更ニ据置年限ヲ設クルコトヲ得

第二十六條中「五倍」ヲ「十倍」ニ改ム

〔天春文衞君登壇〕

〔拍手起る〕

○天春文衞君 諸君、私は此農工銀行法中改正案の提出の理由を簡單に述べまして、諸君の御賛成を希望致します次第であります、此農工銀行法は、諸君も御承知の如く、明治二十九年の法律第八十三號を以て發布せられたものでありまして、爾來時勢の進運に伴ひ、農工業者の發展と共に、此法律の改正は時勢に適應して最も必要と存じますが故に、茲に此改正案を提出した所以であります、聊か此各條に就て理由を申上げたいと考へます、法第六條の第二號中に「五分ノ一」とありますのを「三分ノ一」に改めるのでありますが、其理由は現行法に於きましては年賦貸付金總高の一に相當するまでの金額を限つて不動産を抵當と致しまして、五箇年以内の定期貸付を爲すことを得と規定されてあるのでございます、然るに明治四十四年に農工銀行貸付の目的を、農工業者に限るの制限を撤廢せられましたが故に、爾來市街地等にも貸付が段々殖えて參りますやうな場合でありますが、故に此定期貸の増加を來したが爲めに年賦貸付の總高を三分の一まで増加せんとするの希望であるのでございます、又其次の法第六條第五號中の「二十人以上」を「十人以上」に改めましたのは、是は現行法にては「二十人以上ノ農業者又ハ工業者申合セテ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ其ノ信用ノ確實ナル者ニ限リ五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコト」と云ふことになつて居ります、然るに二十人以上を連帶せしめて、一手で貸與へると云ふことは、餘程困難でありまして、甚だ債務者に於ても不便でありますなり、又貸方の農工銀行に於ても、容易に纏らないと云ふやうな場合で、兩方とも甚だ不便であります、故に十人以上と云ふことに改めたのでございまして此二十人以上のものを十人に縮めますと、或は危險の虞があるとか云ふやうな疑もございますけれども去りながら假令二十人にしろ、又は十人に致しましても、矢張同じく資産の程度信用の程度を能く調査致しまして貸與へるのでありますから、決して危險の虞は無いと考へるのであります、故に此二十人を十人と改めるのでございます、又此法律第十三條の「貸付金ノ年賦償還ニ付キ据置年限ヲ定ムルトキハ五箇年以内トス但シ其ノ年限内ノ利子ハ此ノ限リニ在ラス」と改めましたのは、是は現行法にては年賦償還に付ては、必ず一箇年以上五箇年以内の据置年限を定めなければならぬことになつて居ります、然るに債務者が借入れました際に於て、或は一月なり乃至は半箇年と云ふやうな場合に當つて、必ず一箇年以上の据置をせなければならぬと云ふことは甚だ不便であります、矢張其年度の都合に依て、直ぐ年賦に致して、さうして平等の返濟をする、斯う云ふ方法になつた方が便利であります、故に此一箇年以上五箇年以内と云ふのを、据置年限を定むるときは唯々五箇年以内とするだけに止めたいと思ふのでございます、又次に「年賦償還期限前天災事變其ノ他避クヘカラサル事故ヲ生シタル場合ニ於テハ更ニ据置年限ヲ設クルコトヲ得」と改めましたのは、是は年賦期限中に天災事變等があつて、既定の年賦金を繼續することが出來ない場合に於ては、其事情を斟酌致しまして、更に中間据置をするので、假りに十年と定めてありますものが、或は三箇年後に至つて何か天災事變等が起きまして、其年賦金を繼續して納めることが出來ぬと云ふときには、其間唯々利息のみを取りまして、さうして中間の据置を二年なり三年なり致しまして、又其上で年賦を繼續する斯う云ふことに致したならば、債務者に於て大に都合が好いと云ふ考からして、斯の如く改正を致したいと云ふ考でございます、それから法第二十六條中「五倍」を「十倍」に改めると云ふのであります、是は農工銀行法の現行法に於きましては、資本金四分の一以上の拂込ありたるときは、拂込金額の五倍を限つて、農工債券を發行することを得ると云ふの規定であります、然るに既に全國農工銀行中、其發行限度に達せんとするものが十二三行もありますやうな譯で、此上債券を發行することが出來ないと云ふやうな銀行もあるのでございます、殊に農工業者の振興を圖らんとするに方りましては、成べく低利資金を供給するは最も必要の事であります、然るに農家の負債のみにても、十六七億圓の巨額に達して居ると云ふことでありまして、而も其利子の如きは、一割以上或は一割五分内外であると云ふやうな、高歩の借金を致して居るやうな次第でございますから、農工銀行に致しましては、成べく此債券を發行致しまして、さうして低利の貸金を致すと云ふことは、

即ち農工業者をして、高歩なる利息を免れしむると云ふことの方針であるのでございます、然るに一面に考へて見まするど云ふと、此農工債券を五倍のものを十倍に許すと云ふことになりまするど、或は危險の虞があらうかと云ふことの疑も起りますけれども、去りながら此債券發行額は、矢張年賦低利の貸金の高以上は、超えることが出來ないことになつて居るのでございますから、其發行額だけの資產は即ち農工銀行にあるのでございます、少しも危險は無いと考へるのでございます、斯樣な理由を以ちまして、此農工銀行法の改正を望みます次第でございます、尙ほ詳細の事柄は、委員を設けられました以上に於きましては、又十分に辯明を致しますけれども大體の事柄を申上げた次第でございます、何卒諸君の御協贊を希望致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ本案は議長指名、九名の委員に付託するに決しました――日程第十、日露語學校設置に關する建議案を議題と致します、提出者松本誠之君。

第十　日露語學校設置に關する建議案（松本誠之君提出）

日露語學校設置に關する建議

日露兩國の親善をして益敦厚を保持し兩國民の交誼をして一層親密ならしめむとせは相互の誤解謬想を排除し以て彼我の國民性を理解せしむるに在り而して尙進むて兩國の貿易其の他諸般の事項に對し將來一大發展を策せむと欲せは宜しく哈爾賓の地をトし日露語學校を設置するの急要なるを認む依て政府は速に其の施設を講せられむことを望む

右建議す

〔松本誠之君登壇〕

〔拍手起る〕

○松本誠之君　本案提出の理由を極く簡單に申述べます、私が本案を提出致しました所以は、諸君も御承知の通り、先月外務大臣に向つて、西伯利のことに就て質問を試みました時に當つて、日露語の研究の必要は無いかと云ふことを御尋致しましたら、最も必要と認めて居るのみならず、又日露の語學校を拵へたいと云ふ考も無いことはない、斯う云ふ御答辯でありました、それに就きましては、日露兩國の親善をして、益敦厚を保持し、兩國民の交誼をして一層親密ならしめんとするには、相互の誤解謬想を排除して、以て彼我の國民性を理解せしめねばならぬと信じまして、自分も熱誠の餘り此案を出したやうな次第でございます、申すまでもなく言葉の必要なること、人生の社會に處する上に於ては、言語の疏通了解を得ると云ふことが、第一の要件であらうと信じて居りまするし、又言語の不了解よりして、毫厘の差は遂に千里の過を來すやうなことにもなる次第であります、我が大日本帝國が將來北に向つて西伯利に進んで、貿易上商業上に於て、大なる手足を伸ばす上に於きまして、而して彼我兩國の利益を圖ると云ふ事に就て力を入れる上に於きましては、どうしても日本人をして露西亞語を十分に研究せしめ、露西亞人をして日本語を十分に覺えしめると云ふ事が、總ての上に就て、何を爲す上に就きましても、今日將來に於て最大の急務と自分は深く之を認めたのであります、そこで彼方へ參りまして聞く所に依りまするど、西伯利へ軍隊を日本が派遣されました時分からして、露西亞語を生囓りの人間をば、餘程澤山軍隊に使用されまして、さうして露西亞人との間の總ての便宜上に使用されたと云ふことがある、けれども其生囓りの露西亞語の爲めに、露西亞人と日本の軍隊との間に於て、折々意思の疏通を缺き、或は作戰の上、又軍隊の上に於ても、間違を隨分言語の過から、疏通致しませぬ所からして――來したと云ふことを聞いた次第でございます、又日本の同胞兄弟が哈爾賓、滿州里、彼の西伯利地方に數多入込んで、貿易業或は商業に從事して居りますが是等の人の中に於きましても、露語の研究、露語に熟達して居ると云ふことが少ない、又露西亞人に於きましても、日本語を十分に研究し、日本語に通じて居ると云ふ人間も實に少ないのであります、我が日本帝國が支那々々と言つて、支那問題に就ては朝野の人が擧つて研究せられて、數年前より支那人に於きましても、競うて我が帝國の日本語に熟達せんことを欲し、研究せんことを致し、又日本人に於きましても、支那語と云ふものは最も必要であると言ふて力を入れて、ずつと以前より諸君の御承知の通り、上海に同文書院なるものがあつて、今日に於きましては年々百名內外の卒業者を出して居るのであります、此卒業者が支那の大陸に居り、或は日本に歸り、總ての上に於て、どれ位今日まで國家に貢獻を致して居るかと云ふと、實に偉大なる働を爲して居ると云ふことは、諸君も御認めになつて居ると考へます、前段申しました通り、露西亞人にして日本語に熟達する者最も少し、日本人にして露語に通ずる者最も少し、帝國が將來北に向つてやらんと欲し此日露の貿易を盛んに爲し、總ての上に於て兩國の利益を圖り、發達を期せんとする上に於ては、此樞要なる中心なる哈爾賓の地をトして、此日露語學校を設置すると云ふことは、今日の最大急務と深く信じましたが故に、此案を出した次第でございます、冀くは諸君に於ても、是は國家の爲めに御贊成下さると同時に、政府に於ても宜しく之を採用されて、一日も早く此施設方法を講ぜられんことを、自分は深く望んで止まざる次第でございます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ本案は議長指名、九名の委員に付託するに決しました――日程第十二、農務省新設に關する建議案を議題と致します――齋藤宇一郎君。

第十二　農務省新設に關する建議案（中倉萬次郎君外十名提出）

農務省新設に關する建議

國家の進運に伴ひ農商工業の振興發展著しく之れを併せ管理する農商務省は一行政官廳として事務餘りに廣汎繁多にして適切なる施設を缺くの嫌なきに非す特に歐洲戰爭の實驗に鑑み我か國產業に對して根本的に諸般の經營施設を要すへき秋に際し益其の感を深ふす故に現行農商務省官制中農務に屬する局課を統一して農務省を新設すること極めて機宜に適したるものと認むるを以て政府は速に之を實施せられむことを望む

右建議す

〔齋藤宇一郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○議長　大岡育造君）　日程の順を變へるだけを諸君の御承知を請ひます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤宇一郎君　唯今議題になつて居ります、農務省新設に關する建議案の提出の趣旨を簡單に述べます、農商務省は、國富の涵養に關する諸般の政務を掌つて居る所であります、而して是は國民の生活に要する總ての物資の供給を完全にする政策を實行しなければならぬ所の、大切なる一省であります、隨て事務の繁多複雜なることは、他の省に比して實に數倍になつて居るのであります、殊に時局以來生活問題は非常に八釜敷くなりました、隨て農商務省に屬して居る所の政務が非常に繁多複雜を加へて參つたことは、既に諸君の御承知の事であります、現に大正八年度の豫算を見ましても、商工局を二つに分けて、事務を執らなければならぬ程になつて參つたのであります、實に生活物資の豐富ならんことを望みます爲めには、農務に屬する所の仕事が非常に殖えて參ることは、申すまでもないのであります、此生產方面の發達を圖つて、大切なる國民の生活に安定を與へるやうに致しますには、どうしても啻に內地のみならず、殖民地にまでも亘つて、統一したる所の政策を施かねばならぬことは申すまでもない事であります、果して然りとすれば、此農商務省に於ける仕事は、非常に殖えて參るのでありますから、其敏活を圖り、十分なる活動を爲すには、是等の非常なる分量のある所の仕事、非常に六ヶ敷い政務を一省に纏めて置くことは、甚だ不利益なることと考へるのであります、故に吾々の考ふる所に依りますれば、將來益々發達になります所の、生活物資の需要を安全に爲すべき事務を事として扱ふ所の、農務に屬する政策を分けまして、茲に農務省と云ふものを新設して、而して此方面に力を盡さなければ、日本の將來に於ける生活上の問題を解決する上に於て甚だ缺くる所あるだらうと斯う考へまして、茲に建議案を提出した次第でございます、此問題は頗る重要なる政務に屬するのでありますから、委員會に付して、政務當局とも十分意見の交換を爲し、研究をして滿場一致を以て可決せられんことを望むのであ

ります、簡單に提案の理由を述べます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名、九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ本案は議長指名、九名の委員に付託するに決しました、日程第十一、松本鐵道建設に關する建議案を議題と致します、提出者高島順作君。

○醫學博士金杉英五郎君　精神病院法案の委員會を開きたうございますから、許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○醫學博士金杉英五郎君　委員の諸君は委員室へ御集りを願ひます。

第十一　松本鐵道建設に關する建議案（高島順作君外五名提出）

松本鐵道建設に關する建議

一北陸線新潟縣下糸魚川より中央線長野縣下松本に至る鐵道

右鐵道は中央北陸兩線連絡の捷路線たり故に本線敷設は軍事上は勿論産業上に於ても最必要なるは疑を容れす

政府は速に本鐵道敷設の計畫を立て以て地方無限の富源を開發し國家經濟の發達を圖られむことを望む

右建議す

〔高島順作君登壇〕

〔拍手起る〕

○高島順作君　私は松本鐵道建設に關する建議案に就きまして、一言申上げまして諸君の御賛成を乞はんと欲する者であります、此建議の鐵道は、新潟縣糸魚川より長野縣松本市に達する鐵道であります、其延長は六十三哩九分あるのでありまして、工費は鐵道院の調に依りますと四百八十萬圓を要すると云ふことであります、即ち本線は裏日本より表日本に貫通しまする本州中央横斷線の一部でありまして、非常に必要なる線路であります、此線路に付きましては、二十六議會以來屢々本會に建議をされまして、何時も可決になつて居るのであります、殊に昨年即ち第四十議會に於きましては、各派より御提出になりまして、御賛成を得てあるのでありますから此場合に於ては私は説明を省略致して置きます、唯々玆に一つ言明して置きたいことは、本線は明治二十九年三月私設鐵道會社を計畫致しまして、富山より直江津までと、唯今の糸魚川より松本まで通ずる鐵道を、八百五十萬圓の資本を以て計畫された鐵道であります、隨分古い鐵道でありますが、其一部が豫定線であると云ふことで許可に相成らぬのでありました、最早時節も來て居る鐵道であると思ひますから今回は諸君の御賛成に依つて目的を達したいと思ふのであります、どうぞ御賛成下さるやうに願ひます

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ、本案は議長指名九名の委員に付託することに決しました、日程第十三、農工銀行補助法第七條實施に關する建議案を議題と致します、提出者土井權大君。

第十三　農工銀行補助法第七條實施に關する建議案（中倉萬次郎君外十名提出）

農工銀行補助法第七條實施に關する建議

政府は農工銀行補助法第七條に依り市町村に交付することを得へき府縣農工銀行株式を此の際直に市町村に交付し産業基本財産として斯業の發達を助長せしむる方策を講せられむことを望む

右建議す

〔土井權大君登壇〕

〔拍手起る〕

○土井權大君　極めて簡單に説明を致します、提出者は中倉萬次郎君外數名であります、御存じの通り今を去る事二十三年以前に於て、農工銀行法が公布されたのであります、其目的とする所は地方産業の發達、特に小さき農業、小さき工業の發達を圖る爲めに設立されたることは、諸君の御存じの通りであります、それと同時に此農工銀行を補助しなければならぬと云ふので、農工銀行補助法と云ふものが其當時公布されて居ります、其農工銀行補助法の一條を眺めますと、斯う云ふ事があります「農工銀行法ニ依リ設立スル農工銀行ノ營業ヲ補助スル爲政府ハ豫算ニ定ムル所ニ從ヒ其ノ營業區域ヲ管轄スル府縣ニ其ノ株式引受資金ヲ交付ス」斯う云ふことに相成つて居ります、北海道及沖繩縣に對する農工銀行には、別に條文がありますが、其他の府縣は唯々一つ申上げた條文の適用を受けまして、それ〳〵交付金を受けて居ります、而して其交付金が、現在に於て幾らになつて居るかと計算致しますると、約一千萬圓に達して居ります、而して此創立當初より十五箇年は、其府縣の持株に對しては配當をしないでも宜い、後の五箇年の利益配當は府縣の收入に繰入れる、斯う云ふことになりまして、二十年を經過した後に於ては、必ず是は府縣の收入に繰入れなければ、配當しないと云ふことは出來ない、又其銀行の繰入金にすることも出來ない、斯う云ふ法律になつて居ります、そこで第七條を眺めますと「農工銀行創立初季ヨリ二十箇年經過ノ後府縣知事ハ府縣會ノ決議ヲ經内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ得テ此法律ニ依リ引受ケタル農工銀行ノ株式ヲ市町村ニ交付スルコトヲ得」「市町村ハ前項ニ依リ交付セラレタル農工銀行ノ株式ヲ基本財産ト爲スヘシ」斯う云ふことに相成つて居ります、それが即ち農工銀行の補助法の極く概要でありますが、最早此二十年を大抵の農工銀行は經過致して居ります、故に府縣の持株と云ふものは、當然府縣が配當を受くるのでありまするが、併し法律の精神から考へますると、二十年後に於ては必ず之を府縣の市町村に交付をしてやれと、斯う云ふやうになつて居つて飽までも地方の産業の發達、小さき農業、小さき工業の發達を圖ると云ふ法律の精神であります、所が現在に於ては、法律の精神は左樣でありますが、此補助法が出來た當時の沿革を調べまするに、二十年經たなくても、五箇年を經過したならば、市町村に交付したら宜からうと云ふ法律になつて居つたのであります、所が段々それでは農工銀行の獨立が圖れまいそれ故にもう少し保護を與へたならばどうであるかと云ふので、二十箇年間保護を與へてあつたやうなことになつた次第でありますが、御存じの通り、最早何れの農工銀行も其基礎は堅實となり、此保護を受ける必要はないと云ふ狀態でありますから、此時に方つて直ちに此第七條の適用を承けまして、府縣に此一千萬圓の金を交付すると、斯う云ふやうにしたらどうであるかと云ふのが、提案の理由でございます、又此法律の沿革は唯今申上げたが如き沿革を有つて居ります、それに付き聞く所に依りますと、日清戰爭後に於て、清國より償金を日本が受取りました時、此戰後の餘澤と云ふものを國民一般に普及しやう、それに付ては金を分けてやるのも如何と思ふ、故に先づ此農工銀行の方に豫め交付して置いて、小さき農業、小さき商業の發達に赴くやうに、此金を使はせたらどうかと云ふが如き沿革であると云ふことを、聞いて居るのであります、以上の如き理由と沿革でありまするが故に、此際政府は農工銀行補助法第七條に依り、市町村に交付することを得べき府縣農工銀行株式を、此際直ちに市町村に交付し、産業の基本財産として斯業の發達を助長せしむる方策を講ぜられんことを望む、斯う云ふ建議でございます、どうぞ滿場の御賛成を願ひます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は日程第九の委員に併せて付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はございませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ、日程第九の委員に併せて付託することに決します。

○岩崎勳君　日程第十四に對して、延會の動議を提出致します。

○議長（大岡育造君）　日程第十四延期の御申出がありましたが、御異議ありませんか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ延期に致します、日程第十五、東方調査局設置に關する建議案を議題と致します、委員長伊東知也君。

第十五　東方調査局設置に關する建議案（伊東知也君提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔伊東知也君登壇〕

〔拍手起る〕

○伊東知也君　本委員會は會議を開きまする事三回政府委員幣原外務次官、松田大使館參事官の出席を得まして、愼重審議に討議を致しました、其結果政府委員の意見と致しましても、本案は實に重大なる案件であつて、政府に於ても多少其意を酌んで、著

手の一端としまして、昨年來亞細亞局設置と云ふことを企てた、併ながら豫算の都合其他に依つて未だ實行を見るに至らないが、此本案の趣旨に對しては十分なる贊成を表すると云ふことを申されました、其委しい點に就きましては、委員會の會議録に載つて居りますから、御覽を願へば分ることである、委員諸君も一人の異議者無く、滿場一致、然も政府をして、成べく速に本案を實行せしめると云ふ條件の下に本案が可決致しました、此段御報告します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り可決せられんことを希望します。

○議長(大岡育造君)　委員長報告の通り御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議が無ければ、委員長報告の通り決します、日程第十六、朝鮮平元鐵道急設に關する建議案を議題と致します、委員長一宮房治郎君。

第十六　朝鮮平元鐵道急設に關する議案
(牧山耕藏君外五名提出)
第一讀會の續(委員長報告)

〔一宮房治郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○一宮房治郎君　朝鮮平元鐵道急設に關する建議案委員會の經過並に結果を御報告致します、本鐵道は朝鮮西部の大商工業地たる平壤からして、東海岸の要港たる元山とを連絡する、約百六十哩の鐵道の建設を望むと云ふ案でございます、本委員會を三回之を開會致しまして、政府當局者の出席を求めまして愼重審議を盡しました、先づ最初に提案者たる牧山耕藏君からして、本鐵道の建設は、東は朝鮮半島を横貫して、遙に日本海を隔てゝ裏日本たる所の北陸に連なり、西に於ては海を隔てゝ支那の要港である所の青島に連絡する、朝鮮開發上最も必要なる鐵道であつて、本鐵道の建設は、朝鮮に於ける交通政策上、一大革命を來すものであると云ふ說明がございました、政府委員は之に對して、廟議は未だ決定はして居りませぬとのことであるが、朝鮮總督府としては、本鐵道は最も朝鮮の鐵道政策上必要なるものと認めて、明治三十九年以來數年の間是が測量に著手して、既に其採擇線をも決定致しまして、出來得べくんば明年度からして其豫算を計上して、大正十四年度に於て、咸鏡線の竣工と共に之を完成したい所の希望を持つて居ると云ふ御答辯でございまして朝鮮總督府に於ては是非とも是が急設をやりたいと云ふことを言明されました、陸軍次官に於きましては、京義、京釜の複線に比較研究すれば、先づ此複線の方を急設をしたいと思ひますが、本線も軍事上必要なる線と認めて居るやうな意見でございました委員會に於ては愼重審議の結果、本鐵道は朝鮮開發上最も必要なる鐵道であるからして、至急其開設を望むと云ふことに滿場一致を以て決議を致しました唯々一部委員の間に於きましては、本鐵道の財源に付て、從來朝鮮鐵道經營の成績から考へて見ますると、本鐵道開通の曉に於て、其收入が果して財源として、借入又は公債に依つた所の資本に對して、適當なる利廻の收入があるや否やと云ふことに付ては政府委員の答辯が甚だ不滿足であるが、先づ朝鮮開發上缺くべからざる鐵道であるからし、是の開設には異議は無いと云ふやうな少數意見もございましたが、結局滿場一致を以て、政府は速に本鐵道を開設されることを望むと云ふことに決議致しました、此段委員會の經過を御報告致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　委員長報告の通り御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なしと認めます、仍て可決致しました――日程第十七、伊萬里、佐世保間鐵道建設に關する建議案を議題と致します、委員長中倉萬次郎君。

第十七　伊萬里、佐世保間鐵道建設に關する建議案(中倉萬次郎君外四名提出)
(委員長報告)

〔中倉萬次郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○中倉萬次郎君　付託を受けました此伊萬里、佐世保間鐵道建設に關する建議案、委員會の經過並に結果を報告致します、本委員會は前後三回開きましたが、此線路は佐世保鎭守府の背面に當つて居りまして、軍事上の關係もありまする所から、政府當局者も、海軍の當局者並に鐵道院の當局者の出席を求めて、質問應答を致しました、先づ以て海軍當局者に意見を某委員より質問致しました、海軍次官が出席されまして、此線に沿ふ所の地方は、大に海軍の軍事上にも關係を有して居る處である、無論此鐵道を開設して差支ないのみならず、是が全通した曉に於ては非常に便利を得る線路である、斯う云ふ答辯がありました、それより牧山君より鐵道院の政府委員に質問がありました、鐵道院の政府委員の答辯は、政府に於ても、此線路に就ては先年より調査を致したことがある、哩數は四十五哩にして、線路の工事は餘り困難な場所ではない、一哩當りが十五萬圓位の豫算をして居るのである、此の調査した當時の明治四十四年十一月の調査に依つて、其の物貨の集散、旅客の數等を調査致して、鐵道經濟の上から見れば、餘り損もなければ、大した利益でもないと云ふ位の算盤が出て居る處であるが、今日總ての事柄が進歩して居る時であつて、殊に石炭抔が彼の地方に於いては、其の時よりか數十倍增加して居ると云ふことで、今日の物貨の上から、又旅客の增加して居るところから計算したならば、利益のある線と考へて居るのである、豫算の都合に依つて、未だ一期線に組入れることになつて居ないけれども、成べく速に之を一期線に組入れて建設したいと云ふ考を持つて居ると云ふ答辯がございました、それから又一面には先年此本會に於きまして決議になつて居りまする建議案、即ち福岡縣より佐賀縣の唐津伊萬里を經て、今の建議案に接續する線路の一部、伊萬里までは昨年何月かに私設鐵道に許可になつて居る、其私設鐵道の許可になつて居る所の內容等に就ても質問がありましたが、之に對しても鐵道院の政府委員より說明がございまして、他には一人の質問者も無くして質問は終了致しました、第三回に於て討論に移りまして、審議を致しました所、南里琢一君が贊成の意見を發表されまして、西君が贊成されまして、他には異議がありませぬので、滿場一致で可決すべきものと決定致しました、此段御報告致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　委員長報告通り御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議が無ければ可決したることを宣告致します、日程第十八、第十九は、同一委員に付託したる議案なるに依り、一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ、第十八、羽越橫斷鐵道建設に關する建議案、第十九、若松、柳津間輕便鐵道建設に關する建議案を一括して議題と致します、委員長小林源藏君。

第十八　羽越橫斷鐵道建設に關する建議案
(小林源藏君外七名提出)
(委員長報告)

第十九　若松、柳津間輕便鐵道建設に關する建議案(八田宗吉君外四名提出)
(委員長報告)

〔小林源藏君登壇〕

〔拍手起る〕

○小林源藏君　羽越橫斷鐵道建設に關する建議案、並に若松、柳津間輕便鐵道建設に關する建議案の委員會の經過並に結果を御報告致します、兩案に對して委員會を開くこと三回、政府委員と質問應答を致し、愼重に審議を重ねまして、羽越橫斷鐵道なるものは、政府委員に於ても委員側に於きましても、徹底的に其必要を認めて居りまして、唯々何の時に於て、建設に著手するかと云ふことに就て、專ら政府委員と質問應答を致した次第でありますが、政府委員の答辯に依りますと固より此鐵道線路の必要を認めて居るばかりでなく、山間の鐵道としては、外に類例を多く見ざる良い線路である、線路の延長五十二哩、勾配も六十分の一を以つて通過することが出來る、それで豫算の許す範圍に於いて、近き將來に於いて此の線路は建設に著手したいと思つて居ると云ふ答辯を得たのであります、そこで委員側に於きましては、全會一致此の建議案は、本院に於いて可決すべきものと議定致したる次第であります、若松、柳津間輕便鐵道建設に關する建議案に就きましても、同じく政府委員と質問應答を致しまして、愼重に審議を重ねましたが、是は政府に於てまだ、詳しく調査は致して居らぬからして、何れ此建議案の趣旨に基いて、調査に著手しやうと云ふことでありました、委員側に於きましては、此線路は若松、柳

津間に於ける地方の交通に資するばかりでなく、柳津は正に唯見川沿岸に於ける大森林の咽喉を扼して居りますので、此鐵道一たび開通致しましたならば政府既成線の榮養線として非常に利益あるばかりでなく、其大森林を開發し、國家の富を殖すに於て實に必要なる線路であると委員側に於て認めまして是亦全會一致を以て本院に於て可決すべきものと決定致したる次第であります、右御報告申上ます。

「拍手起る」

○岩崎勳君　日程第十八、十九兩案を一括して、委員長の報告通り可決せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　兩案共御異議はありませぬか

「「異議なし異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(大岡育造君)　御異議が無ければ委員長の報告通り可決致しました、日程第二十乃至三十一は、請願特別報告なるに依り、例に依つて一括議題と爲し、委員長の報告を求めます、佐々木文一君。

第二十　(特別報告第四十二號)産業組合に對し印紙税免除の請願　(委員長報告)

第二十一　(特別報告第四十三號)製鹽特別賠償價格制定の請願　(委員長報告)

第二十二　(特別報告第四十四號)特別用鹽規則中鰊追加の請願　(委員長報告)

第二十三　(特別報告第四十五號)專賣官吏派出所設置の請願　(委員長報告)

第二十四　(特別報告第四十八號)質屋取締法中改正の請願外一件　(委員長報告)

第二十五　(特別報告第五十一號)仙臺地方裁判所石卷支部權限復舊の請願　(委員長報告)

第二十六　(特別報告第五十四號)大田、三次間輕便鐵道測量及速成の請願　(委員長報告)

第二十七　(特別報告第五十五號)上越鐵道速成の請願　(委員長報告)

第二十八　(特別報告第五十六號)上越鐵道敷設工事急施の請願

第二十九　(特別報告第五十七號)池田、川之江間鐵道敷設の請願　(委員長報告)

第三十　(特別報告第五十八號)津山、新見間鐵道敷設速成の請願　(委員長報告)

第三十一　(特別報告第六十一號)都城、福島間鐵道敷設の請願　(委員長報告)

〔佐々木文一君登壇〕

〔拍手起る〕

○佐々木文一君　請願委員會の結果を御報告申上げます、特別報告第四十二號産業組合に對し印紙税免除の請願、請願人は秋田縣秋田市茶町有限責任秋田共益信用組合長河村周吉外六十二名の呈出にして、紹介議員は齋藤宇一郎君でございます、本件は院議に付すべきものとして採擇に決しました、特別報告の四十三號、製鹽特別賠償價格制定の請願、德島縣板野郡撫養町近藤爲五郎外百八十名の請願でありまして、紹介議員は高島兵吉君でございます、本件も亦同樣院議に付すべきものとして採擇に決しましてございます、特別報告の四十四號、特別用鹽規則中鰊追加の請願、青森縣青森市大字大町松森豐外一名の呈出で、ありまして、紹介議員は工藤卓爾君でございます、本件も採擇と決しましてございます、特別報告第四十五號、專賣官吏派出所設置の請願、廣島縣賀茂郡三津口村長上田榮造の請願でございまして紹介議員は花井卓藏君外一名でございます、本件も委員會に於いて採擇と決しました、特別報告の四十八號、質屋取締法中改正の請願、是れは德島縣德島市助任西町、德島縣德島市名東郡質屋組合組長淸水役藏外十九名の呈出でありまして、紹介議員は武市彰一君、今一件同樣の請願は德島縣板野郡撫養町岡村爲三郎外十八名の呈出でありまして、紹介議員は高島兵吉君であります、右兩件とも採擇に決定致しましてございます、特別報告五十一號仙臺地方裁判所石卷支部權限復舊の請願、宮城縣牡鹿郡石卷町の武山一郎外三百二十一名の呈出に係りまして、紹介議員は遠藤良吉君外六名でございます、本件も採擇と決しました、特別報告五十四號、大田、三次間輕便鐵道測量及速成の請願、島根縣安濃郡大田町長栫崎銕三郎外百八十八名の請願でありまして、紹介議員は恒松隆慶君外三名でございます、本件も採擇と決しました、特別報告の五十五號、上越鐵道速成の請願、群馬縣群馬郡澁川町長羽鳥年太郎呈出紹介議員は武藤金吉君であります、本件も採擇と決しましてございます、次は特別報告の五十六號、上越鐵道敷設工事急施の請願、請願人は群馬縣高崎商業會議所會頭小島彌平の請願でございまして、紹介議員は土谷全次君でございます、本件も採擇と決しました、特別報告の五十七號池田川之江間鐵道敷設の請願、請願人は愛媛縣宇摩郡川之江町一柳藤市外十四名の請願でございまして、紹介議員は河上哲太君外三名であります、本件も採擇すべきものと決しました、特別報告の五十八號、津山新見間鐵道敷設速成の請願、請願人は岡山縣苫田郡津山町長三好次男外六十名の呈出でございまして、紹介議員は福井三郎君であります、本件も採擇と決しました、特別報告の六十一號、都城福島間鐵道敷設の請願、請願人は宮崎縣北諸縣郡高城村の新穗千秋外二百六十五名の請願でございまして、紹介議員は陣軍吉君外三名であります、本件も院議に付すべきものとして採擇と致しました、以上御報告を申上げます(拍手起る)

特別報告第四十二號

意見書

請願文書表第五三〇號

産業組合に對し印紙税免除の請願　秋田縣秋田市茶町梅千三十二番地有限責任秋田共益信用組合長河村周吉外六十二名呈出(紹介議員齋藤宇一郎君)

右請願の要旨は今次世界動亂の終熄後は先國民經濟の基礎を鞏固ならしむることを要す之か鞏固を期せむには産業組合の活動に俟つ所大なり何となれは産業組合は國民の多數を占むる下層社會に於ける經濟界の弱者を以て組織せる公共團體にして之等多數國民の零細の貯蓄取扱を使命とする公益的機關なれはなり然るに政府は該組合に對し一般商事會社に對すると同樣證書又は通帳に對し印紙税を課し居れり就中銀行預金證書には僅に三錢の印紙税を課し居るに拘らす産業組合に對しては記載高一萬分の五に相當する印紙税を徵するは公平を失するものなりと謂はさるへからす依つて印紙税法に改正を加へ産業組合に對しては之を免税せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十三號

意見書

請願文書表第四四八號

製鹽特別賠償價格制定の請願　德島縣板野郡撫養町立岩九番屋敷近藤爲五郎外百八十名呈出(紹介議員高島兵吉君)

右請願の要旨は德島縣下阿波濟の製鹽業は鹽專賣法實施以來十州鹽田區域に編入せられ爲に賠償價格に改變を來し專賣法施行以前の如く之か生産費を補ふ途を失ひ製鹽業者は祖先傳來の事業を繼續する能はさる悲境に陷りたり殊に阿波濟の製鹽業たる製鹽に要する石炭の需用潮流の干滿氣候の變動鹽田從業者の風習其の他諸種の事情より現在の十洲鹽田區域に編入し置くへきものに非されは速に製鹽特別賠償區域を別異に制定して阿波濟製鹽者の苦境を救濟せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十四號

意見書

請願文書表第五五一號

特別用鹽規則中鰊追加の請願　青森縣青森市大字大町百四十二番地平民松森豐外一名呈出(紹介議員工藤卓爾君)

右請願の要旨は鰊は北海道及樺太の特産物にして一箇年内の漁獲高十五億乃至三十億尾に達し魚食中營養成分の多量なること稀に見る魚類なるに拘らす現今我か國民の食料に供せらるゝは其の百分の一弱にして其の他は悉く肥料に供せられ從て之か價格の如きも他の魚類に比較し甚低廉なり之を食料問題より考ふるも特別法規を設け鰊業を保護する必要あり依て既に制定せられたる特別用鹽規則第一項第七號中に鰊を追加せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別

冊及御送付候也

特別報告第四十五號

意見書

請願文書表第五八五號

專賣官吏派出所設置の請願　廣島縣賀茂郡三津口村長上田榮造呈出（紹介議員花井卓藏君外一名）

右請願の要旨は廣島縣廣島專賣支局竹原出張所管內中加茂郡三津町外九箇町村に於ける煙草耕作地は大正八年度告示段別四十三町歩畑田段別約五十町を有し之か生產品は從來竹原出張所に於て收納し來りたるも政府は右町村の中に大正八年度に於て專賣官吏派出所を一箇所新設すと仄聞す依て之か設置に伴ふ生產品格納倉庫及其の他の設備を村民に於て負擔提供すへきを以て海陸交通上樞要利便の地位を占むる同郡三津口村に該出張所を設立せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十八號

意見書

請願文書表第五五號

質屋取締法中改正の請願　德島縣德島市助任西町百三十六番屋敷平民質屋業德島縣德島市名東郡質屋組合組長清水役藏外十九名呈出（紹介議員武市彰一君）

同　第一一八號

同　上　德島縣板野郡撫養町辨財天百四十六番屋敷平民質屋業岡村爲三郎外十八名呈出（紹介議員高島兵吉君）

右請願の要旨は質屋業は專ら中流以下の社會に適切なる金融機關たるも質屋取締法は明治二十八年の制定に係るを以て時勢の變遷に應せす斯業の發展を阻害し當業者の苦痛亦大なるものあり依て質屋業の圓滿なる發達を圖る爲取締法を改めて單に營業法と爲すか又は少くとも近時の不正質置主の增加を防き及警察署の該業に對する取締を緩和する爲本法中（一）第三條中「確認シタル後」を「認メタル後」と爲し（二）第五條第二項に「但シ質置主ニ於テ之ヲ必要トセサルトキハ交付セサルコトヲ得」との趣旨を追加し（三）第九條中第二項「五圓以下ハ一箇月百分ノ三、十圓以下ハ百分ノ三、三十圓以下ハ百分ノ二半」とあるを「十圓以下ハ百分ノ二半」に改め（四）第十一條中「經過ノ後何時タリトモ其ノ質物ヲ處分スルコトヲ得」を「經過ノ時ヲ以テ所有權ヲ取得ス」と爲し（五）第十六條を「質物盜品ノ疑アルトキハ警察官ハ刑事裁判確定迄質屋ニ之カ保管ヲ命シ置キ流質期限經過ノ後被害者知レサルトキハ警察官ハ其ノ命令ヲ取消スヘシ若盜難者又ハ遺失主カ貸金ノ半額ヲ辨償シテ其ノ物件ノ返還ヲ求ムル時ハ質屋ハ遲滯ナク之ヲ返還スヘキモノトス但シ刑法第二百四十四條ノ犯罪物件ニ付テハ此ノ限リニ在ラス」と改められたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第五十一號

意見書

請願文書表第五五〇號

仙臺地方裁判所石卷支部權限復舊の請願　宮城縣牡鹿郡石卷町門脇後町六十六番地平民醬油釀造業武山一郎外三百二十一名呈出（紹介議員遠藤良吉君外六名）

右請願の要旨は仙臺地方裁判所石卷支部は石卷、登米、氣仙沼の三區裁判所を管轄し牡鹿、桃生、登米、本吉の四郡六十餘町村に跨り人口約二十三萬あり其の仙臺と距ること七里乃至三十里餘あり而も交通不便なるのみならす近年產業取引の發展に伴ひ訴訟事件增加し殊に石卷支部の豫審件數は宮城控訴院管內に在りて他の甲號支部に比較し軒輊なく年々民刑事件共に繁劇を加ふる狀況なるに依り石卷支部の權限を甲號支部の權限に復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第五十四號

意見書

請願文書表第一二三號

大田三次間輕便鐵道測量及速成の請願　島根縣安濃郡大田町長楢崎錄三郎外百八十八名呈出（紹介議員恒松隆慶君外三名）

右請願の要旨は山陰山陽兩道を連絡する鐵道の敷設なきは經濟上軍事上遺憾とする所なり而して陰陽連絡の目的を達すへき線路中廣島縣三次町より鄕川に沿ひ同縣雙三郡の一部及島根縣邑智郡都賀村都賀行村濱原村粕淵村邇摩郡大森附近及安濃郡を經て大田町に到るの線は往昔より運輸交通最頻繁を極むるのみならす半既設鐵道を利用し得るの便あり且大部分は江川に沿ひ路程短く工事容易にして又廣江豫定線の營養線として最有利なり依て前記廣島三次間輕便鐵道の終點たる三次町より鄕川に沿ひ島根縣濱原村にて之を橫斷し粕淵村を經て北進し大田町に達し山陰線鐵道石見大田驛に達する線路を速に測量し以て輕便鐵道を建設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第五十五號

意見書

請願文書表第四三三號

上越鐵道速成の請願　群馬縣群馬郡澁川町長羽島年太郎呈出（紹介議員武藤金吉君）

右請願の要旨は群馬縣澁川町は年々發展して上越鐵道の速成を俟つこと極めて急なるを以て一日も早く完成を期せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第五十六號

意見書

請願文書表第五八〇號

上越鐵道敷設工事急施の請願　群馬縣高崎商業會議所會頭小島彌平呈出（紹介議員土谷全次君）

右請願の要旨は上越鐵道敷設は大正七年度帝國議會に於て同八年度より工事に著手することに確定したるものなり而して巷說に依れは該工事は近く長岡方面より開始する趣なるも高崎と北越間の商工取引の便益に鑑み此の際高崎市よりも起工し雙方相俟て右鐵道工事の速成を期せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第五十七號

意見書

請願文書表第四四〇號

池田川之江間鐵道敷設の請願　愛媛縣宇摩郡川之江町千五百九十一番地ノ一平民公吏一柳藤市外十四名呈出（紹介議員河上哲太君外三名）

右請願の要旨は愛媛縣宇摩郡は讃、阿、土の三國に境を接し四國中央部に於ける交通運輸の連鎖たる地にして諸般の商取引頻繁なるに拘らす交通機關たる鐵道の便なきを以て遺憾尠からす該地方民は德島縣下池田愛媛縣下川之江間鐵道の敷設を要望するや久し若本線完成の曉は四國全體の交通を盛ならしむるは勿論中國との通商に於ても至大の效果を實現し延ては德島線の收入を增加せしむへし依て速に池田川之江間鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第五十八號

意見書

請願文書表第四四三號

津山新見間鐵道敷設速成の請願　岡山縣苫田郡津山町長三好次男外六十名呈出（紹介議員福井三郎君）

右請願の要旨は岡山縣下津山新見間の鐵道敷設は既に第四十回議會に於て輕便鐵道敷設せらるゝことに決し大正十年度より起工せらるる次第なるも同縣下に於て輓近新に化學工業品の製出を見むとし又農工產額增加の趨勢上之か速成は刻下の急務なれは大正八年度より起工して一日も早く右鐵道の完成を期せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第六十一號

意見書

請願文書表第五八三號

都城福島間鐵道敷設の請願　宮崎縣北諸縣郡

高城村大字大井手二千五百六十五番地士族農新穗千秋外二百六十五名呈出（紹介議員陣軍吉君外三名）

右請願の要旨は宮崎縣下都城より鹿兒島縣志布志間の輕便鐵道敷設は政府既定の計畫なるも宮崎縣南那珂郡は面積五十四方里を有し一箇年の生產額七百萬圓を下らさる大郡にして木炭を始として海陸產物に富める天然の寶庫なるに拘らす右鐵道敷設計畫中に加はらさるは地方產業開發上至大の不利益なれは前記志布志に達する鐵路を南那珂郡福島迄延長せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

〇岩崎勳君　日程第二十以下の請願を一括して、委員長報告通り採擇されんことを望みます。

〇議長（大岡育造君）　委員長報告通り御異議はございませぬか

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

〇議長（大岡育造君）　御異議なければ總て委員長報告通りに決しました、本日は是にて散會。

午後二時二十二分散會

〇大正八年三月四日（火曜日）

午後一時十四分開議

議事日程　第十八號

質　問

一　食糧政策に關する質問（小橋藻三衞君提出）

二　外交問題に關する質問（押川方義君提出）

三　吉野川改修工事に關する質問（高島兵吉君提出）

四　航空取締に關する質問（横山勝太郎君提出）

五　市町村吏員優遇に關する質問（荒川五郎君提出）

六　社會主義取締に關する質問（鈴木富士彌君提出）

七　甘蔗作に關する質問（我如古樂一郎君提出）

第一　私立學校用地免租に關する法律案（政府提出）　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　耕地整理法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五
- 大正六年度豫備金支出の件
- 大正六年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
- 大正六年度特別會計豫備金支出の件
- 大正六年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
- 大正六年度大正三年臨時事件豫備費支出の件
- 大正六年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件
- 大正六年度帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件

（承諾を求むる件）

第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第七　精神病院法案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第八　大正七年法律第二十四號中改正法律案（政府提出、貴族院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

第九　利息制限法中改正法律案（赤尾彥作君提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第十　未成年者飲酒取締法案（根本正君外三名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第十一　四國海岸循環鐵道建設に關する建議案（小西和君外一名提出）（委員長報告）

第十二　四國循環鐵道建設に關する建議案（林毅陸君外四名提出）（委員長報告）

第十三　四國鐵道循環線敷設に關する建議案（高島兵吉君外一名提出）（委員長報告）

第十四　野岩羽鐵道速成に關する建議案（八田宗吉君外六名提出）（委員長報告）

〇議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一去一日政府より提出せられたる議案左の如し

私立學校用地免租に關する法律案

耕地整理法中改正法律案

- 大正六年度豫備金支出の件
- 大正六年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
- 大正六年度特別會計豫備金支出の件
- 大正六年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
- 大正六年度大正三年臨時事件豫備費支出の件
- 大正六年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件
- 大正六年度帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件

（承諾を求むる件）

一去二十八日議員より提出せられたる議案左の如し

市制中改正法律案

提出者　下岡　忠治君　加藤政之助君
栅瀨軍之佐君　本田　恒之君
齋藤　隆夫君

町村制中改正法律案

提出者　下岡　忠治君　加藤政之助君
栅瀨軍之佐君　本田　恒之君
齋藤　隆夫君

府縣制中改正法律案

提出者　下岡　忠治君　加藤政之助君
栅瀨軍之佐君　本田　恒之君
齋藤　隆夫君

郡制中改正法律案

提出者　下岡　忠治君　加藤政之助君
栅瀨軍之佐君　本田　恒之君
齋藤　隆夫君

一今四日議員より提出せられたる議案左の如し

山口縣德山港を特別輸出入港と爲すの建議案

提出者　渡邊　祐策君

馬匹獎勵に關する建議案

提出者　八田　宗吉君　丸山嵯峨一郎君
石射文五郎君　廣岡宇一郎君

圓山川改修に關する建議案

提出者　齋藤　珪次君　坪田　十郎君

人權保護に關する法律案

提出者　高木　益太郎君

刑事訴訟法中改正法律案

提出者　高木　益太郎君

一去二十七日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

東京帝國大學醫科大學内精神病學教室及病室新設に關する質問主意書

提出者　山根　正次君

一去一日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

地方税制限に關する質問主意書

提出者　小林　嘉平治君

同仁會に關する質問主意書

提出者　秋山　金也君

一去一日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員小山松壽君提出勞働政策に關する質問に對する答辯書

大正八年三月一日

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員小山松壽君提出勞働政策に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員小山松壽君提出勞働政策に關する質問に對する答辯書

資本家と勞働者とは其の利害を一にし互に協調信愛の念を以て事に當るへきものと認むるか故に政府は勞働者か益其の智能を啓成し共同自省の精神を涵養すると共に資本家に於ても亦克く勞働者の生活の實況と其の思想の傾向とを理解するに努むことは其の最も希望する所にして如斯にして兩者の關係を圓滿ならしめ相互の福利を增進せしむることを得へしと信す而して治安警察法第十七條は勞働團體の加入の强制若は其の妨碍に付暴行脅迫の不正手段を用ひ又は同盟解雇同盟罷業を遂行せしめむか爲誘惑煽動することを禁止するものにして穩健なる勞働團體の成立等は之を阻碍するものに非すと認む

右及答辯候也

大正八年三月一日

内務大臣床次竹二郎

一去一日貴族院に於て本院の送付に係る左の議案

を可決したる旨同院より通牒を受領せり

裁判所の設立に關する法律案（政府提出）

大正二年法律第九號中改正法律案（政府提出）

不動產登記法中改正法律案（政府提出）

帝國大學特別會計法中改正法律案（政府提出）

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金に關する法律案（政府提出）

大正七年法律第四號中改正法律案（政府提出）

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に揭載す〕

一去二十七日地方鐵道法案外四件委員本田恒之君辭任に付其補闕として臼田久內君を、精神病院法案委員山根正次君、磯貝浩君、長島律太郎君辭任に付其補闕として佃安之丞君、小山松壽君唐端淸太郎君を孰れも議長に於て選定せり

一去二十八日衆議院議員選擧法中改正法律案委員岩崎總十郎君、川原茂輔君、松永安左衞門君辭任に付其補闕として大石五郎君、小久保喜七君石原正太郎君、農工銀行法中改正法律案外一件委員高戶征三君辭任に付其補闕として土井權大君を孰れも議長に於て選定せり

一去二十七日辭任したる常任委員左の如し

第四部選出

決算委員　前田卯之助君

一去二十八日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第四部

決算委員　大谷高寬君（前田卯之助君補闕）

一去二十八日委員長及理事互選の結果左の如し

執達吏規則中改正法律案外一件委員

委員長　則元由庸君

理事　津末良介君

農工銀行法中改正法律案外一件委員

委員長　天春文衞君

理事　松井文太郎君

日露語學校設置に關する建議案委員

委員長　小橋藻三衞君

理事　一宮房治郎君

松本鐵道建設に關する建議案委員

委員長　丸山嵯峨一郎君

理事　古川淸君

農務省新設に關する建議案委員

委員長　中倉萬次郎君

理事　上田彌兵衞君

一去一日衆議院議員選擧法中改正法律案委員理事補闕選擧の結果左の如し

衆議院議員選擧法中改正法律案委員

理事　石原正太郎君（理事松永安左衞門君補闕）

○議長（大岡育造君）　是より會議を開きます、諸問事項があります、左の議員より請暇の申出があります、病氣に付き去る一日より向十日間山田正年君、病氣に付き去る一日より向ふ二十五日間生田和平君病氣に付き去る一日より向ふ十日間仙石貢君、病氣に付き明五日より向ふ二週間關直彥君、海外旅行に付き今四日より二十六日まで松永安左衞門君、病氣に付き今四日より向ふ三週間紫安新九郎君、右何れも請暇の願出がありまするが、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ許可致します、尙ほ四部選出決算委員中野寅次郎君、右常任委員辭任の申出があります、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ之を許可致します、第四部の諸君は速に補闕選擧を行ひ屆出あらんことを望みます。

○武市彰一君　決算委員會を開きたう存じますから御許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○武市彰一君　どうぞ決算委員の諸君は、委員室に御集りを願ひたうございます。

○丸山嵯峨一郎君　松本鐵道建設に關する委員會を開きたうございます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○高木益太郎君　議事進行に就て政府に質したいのでありまするが、政府は本議會の初に、貴族院の方へ借地人法の御提出案がありまして、此借地人法に關する規定に就きましては、明治四十二年に借地人保護法なるものが提案になつて本院は滿場一致を以て可決をして、貴族院の方へ送りました所が、其重要なる規定を削除せられまして、其削除したる理由と云ふものは、尙ほ鄭重に審査をすると云ふ意味で削られたと云ふことは、吾々の記憶に存する所であります、其後本院から、歷々滿場一致を以て可決をした借地人保護に關する法案が貴族院の方へ送付になりましても、何時も貴族院の審査未了で今日まで過ぎたのであります、前議會に於て政府も借地人法の必要あることを自覺せられて、先づ貴族院の方へ借地人法を御提案になつたのでありまするが、是れも審査未了で遂に法律と云ふものが成立しないでしまつたのであります、今回も亦政府は貴族院の方へ同趣意の法律を御提案になりました所が、今日の新聞を見まするると云ふと、一向此委員會が進行をせぬと云ふ事を聞いて、吾々甚だ遺憾に思ふのであります、此故に政府は御自身の御提案になつた法案の成立するやうに、貴族院の委員會に對して速に議事を進行するやう御要求あらんことをば政府に質したいのであります。

○議長（大岡育造君）　是より質問に移ります、日程の質問の第一、食糧政策に關する質問、小橋藻三衞君。

一　食糧政策に關する質問（小橋藻三衞君提出）

食糧政策に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月八日

提出者　小橋藻三衞

贊成者　鈴木梅四郎

外三十二人

食糧政策に關する質問主意書

食糧不足に對する政策として政府の說明に依れは輸入關稅撤廢によりて當面の不足を救濟し開墾助成によりて後年の自給を謀ると云ふに在るも此の如き方策にては到底我か國民の膨脹力に伴ふへき確實なる食糧供給を爲し得へからすと信す

政府は當面の不足供給は勿論永遠の供給に亘りて更に確乎たる成案を示されむことを望む

右及質問候也

〔小橋藻三衞君登壇〕

〔拍手起る〕

○小橋藻三衞君　食糧政策に就きましては、本會議並に委員會等に於きまして、屢々質問應答を繰返されたのでありまするが、要するに政府の今日まで明言されて居る所の御意見と致しましては、當面不足の物を補給すると云ふことに付きましては、關稅の撤廢、或は雜稅の減稅等に依つて、個人を潤澤にすると云ふことに依つて補充を致し、又永年に亘つての自給自足の策と致して、助成法等に依つて耕地を增加致して、之に依つて食糧の自給自足の途を立てる、斯う云ふ事を明言致されて居るのであります、現にまだ此食糧政策に就ては、委員會等の繼續になつて居りまする事もありまするし、或は經濟調査會等に於て、各種の調査を致されて居ることでありますけれども、今日政府の言明致されて居る所は、吾々は結構な事とは考へます、洵に結構な事とは考へまするが、之に依つて當面不足の問題が果して十分に補充し得らるゝのであるかどうかを、此齎されたる食糧問題が果して、安定を得るのであるかどうかと云ふことに就きましては、多大の疑を存し六千萬の國民は、決して是て安心を致すと云ふ譯には參らぬのであります、尙又此開墾助成法等に依つて、永年に亘つて自給自足の策を立てると云ふ御計算に就きましては、我日本民族の大なる膨脹力に伴つて、果して遺憾なく自給自足が出來るや否やと云ふことに就ては、是亦多大の不安を感じ、多大の缺陷を感ずるのでありますから、爰に政府に向つて、更に根本的の政府の懷抱されて居る所を、今少し突込んで伺ひたいと考へるのであります、で先つ此米の不足すると云ふことの原因が、如何なる事情の下に不足を致して居るかと云ふことを考へると云ふことは、此食糧問題に就て、最も重要なる事と考へるのでありますが、政府は此不足する理由、不足する事情を如何に御覽になつて居るのであるかと考へたのであります、で是まで政府の言明致されて居る所に依りますと、數年間の米の不足は、約二百萬石平均であると云ふことでありますが、それが昨年の如きは殆と六百萬石內外の不足を告げた、即ち六千萬石の米があつて、尙ほ開國以來——此日本開闢以來の最高値段を現したのであります、而して其米の在高も、日本開闢以來の在高を示したに拘らず、非常な空前な高値を現したのであります、で此理由は當に此日本の通貨が非常な膨脹を致して十五億幾千萬圓と云ふ、是亦開國以來未曾有の通貨の膨脹であつたことが、一つの大なる原因に相違はないけれどもそれよりも更に痛切なる理由としては、矢張此需給關係より來たと云ふことは、爭はれない事實であると考へるのでありますが、其不足が何故に左樣であ

つたか、一昨年の米が平年作より少なかつたかと云へば決してさうではない、一昨年の作柄は、確に平年作以上の豐作であつたのであります、それに持つて來て、朝鮮或は臺灣等の殖民地より移入の物があり、或は海外より輸入した物があり、一昨年より持越した物があり、さうして此六千萬石内外の物があつたに拘らず、斯の如き米の不足を訴へたと云ふ事の理由は如何なるものであるかと云ふ事を考慮致して見ますると、從來此我國の米は、一人約一石の消費と云ふ事になつて居りまして、二千萬の人口の時代には二千萬石の米を收穫致して居る、それが三千萬となり、四千萬となり、五千萬となつて、大低人口に對する一石の米の收穫を得たものであるにも拘らず、此人口より非常に突飛に昨年費消せらたる所の原因、此原因を考へて見ますると云ふと、食糧問題の恐るべきものを發見するのであります、即ち是は我が國民の全部が總て一日米食をして居ると云ふ譯ではなく、國民の或る部分には確に米食をしない、麥若くは雜穀、或は甘藷の類を喰べて、米を喰べない者が昨年に至つて非常に米を喰べたと云ふ事の事實は見逃すべからざる一大原因であると考へます。

「議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く」

○小橋藻三衞君　而して其原因はどうであるかと云へば、御承知の通り此戰亂の結果、麥、小麥或は麥粉の如き物を莫大に海外に輸出を致して、之が爲めに麥の價が非常なる騰貴を致して、麥と米の差額が甚だ接近を致したと云ふことに於ては、美味くない麥を食ふよりは、又二度炊をする面倒な麥を食ふよりは、寧ろ米の方が便利であると云ふので、此米を非常に費消すると云ふことが、一つの原因となつたに相違ないと考へられます、又一つには諸工場の勃興したと云ふことは、一つの大なる原因である、即ち工場が戰前よりは此戰爭中は殆ど二倍にも增加致し、職工の如きも亦殆ど二倍に近い增加を致して、此百萬に近い職工が非常に米を費消する、是はどう云ふ譯であるかと申しますれば、即ち工場が增加すれば動力を要する、其動力は容積の多大にして「エネルギー」の少ない石炭よりは、容積が少なくして「エネルギー」の多い石炭を要求すると同じく、其職工となる者は、從來雜業に從事し、若くは農業に從事した者が職工になると云ふと、非常に美食を致し良い米を食ふと云ふことは、確に米の食量增加を致したと云ふことの、大なる原因になるのであらうと考へるのであります、で是等の職工、或は又鑛山の坑夫、或は石炭坑の坑夫、其他車力輓、或は馬力輓の如き勞働者が、一日五圓六圓の收入を得る、即ち工場の職工の如きも一等職工は五圓六圓の給料を得るのであります、其の一箇年の收入は、確に低級なる高等官、或は議員の歲費以上の收入を彼等が得るのであります、而して是等は食事に付て非常に贅澤を致し、美い食事を致すと云ふ事は、確に其量が從來より增加して居ると云ふことは、爭はれない事實であります、戰前に於ては勞働者の心掛の良い者は、銀貨を質に置いたと云ふ例があります、それはどう云ふ譯であるかと云ふと、一家數口の食ふ食事が足りない、そこで居候三杯目にはそつと出しと云ふことがある、居候ではない家族の食事を充たす爲めに、己の食ふ食事を控へて、己れは銀貨を握つて一膳飯屋に行つて酒を一杯引掛けて、其金を以て支拂をすれば、其金は直ちに費消するが故に、之を質に置いて、一日勞働して其得たる金を以て受出して歸つたと云ふことは、往々聞く所であつたのであります、即ち銀貨を崩せば早く費消すると云ふことを慮れて、斯樣に節約勤儉を致したものである、斯樣な時代には、四椀は三椀、五椀は四椀に減すと云ふ考であつたに相違ない、然るものが此世間の景氣に連れて大なる收入のある時代に於ては、四椀のものが五椀喰べる、或は三椀のものが四椀喰べると云ふことをやる爲めに相違ない、此一椀の箸の上げ下しと云ふものが非常に應えるのであります、即ち三椀が四椀、或は五椀のものが四椀と云ふ一椀の增減は二割、二割五分の增減を來すが故に、此幾百萬幾千萬の者の一割二割三割と云ふ食事の箸の上げ下しは非常なる費消に相違を來すと云ふことは、爭はれぬ事實であると思ふのであります、さうして第一は米飯即ち食糧、或は酒造用、或は麴、或は味噌用、或は菓子用、飴用、團子用に使ふ、或は糊に使ふ、家畜家禽の食糧に使ふ、斯樣なものが非常に費消せられる、隨て景氣の好き時の費消は非常なるものであると云ふことも事實であります、さうして世間の景氣の好い時は飴屋が繁昌を致し、不景氣の時は饂飩屋が繁昌を致す、世間の景氣不景氣は、飴屋と饂飩屋の繁昌に依つて分ると云ふ、此「バロメートル」になると云ふ事實も全く是は間食の結果である、即ち斯樣な事に依つて、費消の量が非常に增して居るが故に、決して國民の從來收穫したる所の即ち一人一石と云ふ率では迚も治まらない、故に五百萬石六百萬石と云ふ大なる缺陷を生ずると云ふことになつて居るのであります、而して今年の如きも、確に昨年の不足額位のものは不足するものと見なければ相成らぬのでありますが、今之を補充する方法と致しましては、朝鮮臺灣の如き殖民地より約三百萬石、それから海外より百四五十萬石、又端境期に持越したるものが百萬石、是で約六百萬石に近いものがあつて、さうして此不足を當面の不足は補充が出來ると云ふことになつては、居りますが、併し果して是が豫定の通りに行けるのであるかどうであるか、最近は成程定期米の如きは非常に下げて居ります、併ながら正米は餘り下げて居ないのであります、さうして此殖民地の狀況を見ると、臺灣の如き、或は朝鮮の如きに致しましても、內地に移入すると云ふことには、隨分反對の聲が高いのであります、彼等の米を減じ、さうして價格が騰貴すると云ふ聲があるのであります、又支那の如きは、即ち防穀令に依つて米を持出すと云ふ事には反對を致し、海外に於て、蘭貢の如き、柴棍の如き、或は東京の如き、暹羅の如きを通じて約三千萬石の輸出力ありと稱して居りますが、其二分の一の輸出力を持つて居る所の蘭貢は印度の饑饉に依つて全く輸出禁止を致されて居ります、又安南暹羅の如き船腹其他の關係に依つて、餘り捗々しい輸出を見る事が出來ない、唯々殘る所は其四分の一の輸出力を持つて居る柴棍方面でありますが是は此各所の注文が殺到致した爲に、隨分價格も騰り、さうして又此日本に對して輸出すると云ふ事は、最近には幾らか緩和せられたと云ふ情報も傳はつて居りますけれども、先月の如きは香港政廳の發表する所に依れば、傳染病の流行地と認めたと云ふことがありまするが、若し之が輕微な事で相濟めば宜しいけれども、非常に猛烈な流行地と云ふことになると、此物を日本へ輸入すると云ふことは、或は困難を來しはしないか、斯の如く考へて見まする と、現在の唯々此輸入稅を撤廢するとか、或は此の雜穀の輸入稅を輕減するとか云ふことに依つた、安全に十分に輸入し得るや否やと云ふことは、甚だ前途が氣遣はれる次第であります、又此開墾助成法は成程結構なことではありますけれども、近事此一般農間の狀況を以て見まするど、兎角都會に走る、農業を廢めて商工業に走ると云ふ事は一般の傾向であります、是は何故に左樣であるかと申せば、勞力に對する收入の率を他の職業と比較して見ると、或は此勞働の狀況を他の職業の生活狀態と比較して見ると云ふ上から、斯樣な現象が續々現れ來つて居る譯であります、さう致して見ると云ふと、果して此政府豫定の通りに、此開墾助成法が旨く進行するかどうか、假りに之が旨く進行を致すと致しまして、十五年の後にどうなるのであるか、二十五萬町步の開墾をすると云ふのでありますが、此二十五萬町步の開墾地が、十五年の後に於て舊來の熟田と同一の收穫を見ることは困難であります、假りに之を一段二石の收穫を得るものと致して、五百萬石に過ぎないのであります、然るに一方十五年の後の我國民の膨脹する數は如何であるかと申せば、約一千二三百萬人の增加を致す事は確かであると考へます、左樣致しますると云ふと、此物の費消量が今日の率を以て申しますれば、一千五六百萬石の米を確に十五年後には要するのであります、それへ持つて來て開墾助成法か完成致して五百萬石の米を得たと致しても增加した人口の三分の一の食糧を得る事が漸くの事であります、若しも吾々日本人が不老不死でありさうして此十五箇年生殖機關を休止する事が出來たならば、かつ〳〵に此食糧は自給自足をするかも知れませぬ、併ながら人生自然の新陳代謝が行はれ、生殖作用が間斷なく行はれると致しますれば、到底此十五年後に於て、自給自足は思も依らぬ事であると考へるのであります、更に五十年後を考へまするど云ふと、吾々今日の人口は確に二倍以上に增加する、即ち一億二三千萬人と相成る、此要する米は今日の率を以てすれば、一億五六千萬石を要することになるのであります、更に百年後を考へますと今日の人口の確に四倍以上に相成る、即ち二億五六千萬人以上に增加を致す、此要する米の量は、殆ど三億萬石に近い米を要するのでありまするが、如何に我國が自給自足の方法を立てると致しましても此限りなき國民の膨脹力に伴ふ自給自足は、思も依らぬ事であると考へるのでありますから、然らば如何にして之に對して食糧の安定を得るかと申せば、先づ當面の急を救ふ安定法と致しまして、何故に政府は此殖民

地たる素養、朝鮮は固より、支那方面に向つて、技術と資力とを注いで、此當面の急を救ふと云ふ事を御講じにならないのでありまするか、朝鮮の如きは水田約百二十萬町歩、而して其得る所は一千二百萬石に過ぎないのであります、即ち一反一石でありま す、之を大なる經費を掛けて、水陸灌漑を致すと云ふ事は、暫く差控へると致しましても、內地の熟練したる技術家を送り、而して又此內地の如き立派なる肥料を之に施すと云ふことを講究致したならば、朝鮮に於て五割六割の增收を得ることは何でもない事、即ち五六百萬石の增收を得る事は容易な事であります、少し之に力を加へるならば、殆ど今日の二倍の米を得ることは、左程難事ではないのでありま す、又支那の如きも、成程今日は防穀令を布かざるを得ない、大なる輸出を致せば、支那自體の食糧不足を來すが故に、是は固より當然の事であります、併ながら我國の最も世界に於ても特絕致して居る所の米作の技術、此技術家を支那に送り、或は日支共辨に依つて此肥料會社抔を立て、さうして日本內地の米價を脅す程の事をやつてはいけないが、國が要する三百萬石なら三百萬石、五百萬石なら五百萬石我國との協調を保つて、此支那方面に於て技術と肥料を相當に施すと云ふならば、相當なものを得ることが出來ます、是は江蘇浙江は安徽の方面に於て、此手段を施すならば、恐くは二十年三十年後に米を得ると云ふことは、左程難事ではないと考へるのであります、此點に就きましては非常なる考慮を要すると云ふことは、前年此米國、或は英國等が、亞米利加、印度等の棉政策に依つて日本を苦めて以來、我國の棉の供給は、朝鮮、支那方面に待たなければならないと云ふことは識者が唱へて居りながら、未だ實現を致さない今日の狀態であります、然るに最近に至つて「マンチエスター」を始め英吉利の各地の商業會議所、或は米國の實業家、當局者等が、盛んに其技術と其資本とを持つて支那方面に出掛けて棉の調査に取掛つたと云ふ事は、恐るべき出來事なりと思ふのであります、若し日本一歩を遲れるならは、彼等は或は此米作に就ても、先鞭を著けないとも限らないのであります、故に我國は宜しく此食糧政策の安定を圖らんとするならば或る程度の技術と資力とを注いで、此殖民地、支那方面に於て相當なる施設をすることが必要ではないか、政府は此點に就ても、何等かの御考慮が有るか無いかと云ふことを伺つて見たいのであります、又我國の食糧問題は決して斯樣な姑息な事に依つて最後の決定は著かないのであります、何故ならば五十年後に今日の人口が二倍し、百年後に四倍以上に增加すると云ふことに於ては、如何にしても此人口問題の解決を著けなければ、食糧を安定せしめると云ふことは到底出來ないのであります、然るに彼の歐米の政治家は、現に巴里に於ける此講和會議に於て、確に人種差別待遇撤廢を斥けて、彼等は之を肯かないと云ふことが傳つて居るのであります、一面顧みれば、歐羅巴戰亂の眞最中、彼れ聯合國は猫の手も杓子の手も借りたいと云ふ時に於て、我が日本の努力に依つて、非常なる聲援を得たと云ふことが現に有る、其の當時に於て彼れ英吉利は日本の莫大小輸入の禁止を致したのであります、此時に於て亞米利加が其裏面に於て如何なる活躍を致したかと云ふことは、即ち慧眼なる識者は夙に看破致して居つたことでありまするが、其後亞米利加が此鐵の輸出禁止を致した、決して彼は鐵不足ではない、鐵は有り餘つて居るにも拘らず、鐵の輸出禁止を致して、日本を苦めたのでありまするが、此時に於て英吉利が、其裏面に於て如何なる活動を致したかと云ふことも、慧眼なる識者は夙に看破致して居つた事であります、又最近は此英吉利は固より亞米利加抔の大資本家大銀行家は、一致協同、非常に恐るべき堅實なる計畫を以つて、露西亞殊に西伯利方面、支那方面に向つて、非常に彼等は大計畫を以つて經濟上の侵略を試みんと致して居るのであります、即ち彼等は我國の此張出すべき殖民地方面に於いては、總て之れを禁止致して、而して彼等は此の自分の經濟戰を思ふ儘に進めて居る、即ち軍國主義の此の獨逸の遣方を打破つて、即ち鐵血的帝國政策を右の手に於て破つて、左の手を以て經濟的帝國主義の旆を進めつゝあるのであります、即ち刀を以て人を殺すの術を止めて、金を以て人の咽喉首を締めると云ふ政策を執つて居るのであります、此所謂列國平和會議に於て、國際聯盟を唱へ、軍備制限を唱へ、海洋の自由を唱へましても此經濟的の自由自在なる侵略主義の制限をすると云ふことでなく、又人種的差別待遇の撤廢をすると云ふことでなければ、決して眞の平和、眞の幸福と云ふものを得ることが出來ない、殊に我國の此食糧問題最後の解決は、到底著かないと信ずるのでありま す、諸君、我國が此二十七八年戰役が終りまして、朝鮮の國に初めて日本國人が入つて、朝鮮の溝に鰻掻一挺を下げて參りまするとと、一日に二十貫三十貫の鰻を得たのであります、所が不思議に其朝鮮の鰻は、頭が非常に大きくして、胴體が細くして、些つとも美味くない、食するに堪へない、所が二十年後の今日に於ては、朝鮮の溝に鰻掻を入れましても、一日に纔に一貫二貫の鰻以上は獲れないのでありま す、不思議に今日の朝鮮の鰻は、頭が細くして胴體が太く、內地と變らない非常に美味い鰻である、何故かと云へば、即ち數百年間「數罟不入洿池魚鼈不勝食也」で食糧不足の爲めに、頭が太くて胴體が細くなつて居つたのであります、若し今日の如く人種的差別撤廢を斷行することを斥けて、一面に經濟的の帝國主義を進めて、所謂我國の發展すべき咽喉首を締めると云ふことを、彼れ歐米の政治家がやると云ふに付ては、我國民は朝鮮の鰻たらんことを憂ふるのであります、斯の如き事は、此平和會議に於きまして撤廢致さないと云ふことは、我が六千萬の熱誠が屆かないのであるか、或は講和大使の努力が足りないのであるか、彼れ歐米の政治家が、口には自由平等を唱へながら、其心には人頭共存の大意義を理解しない爲めに、斯樣な事になるのでありまするが、此點に就きましては、政府は如何なる抱負を持つて如何なる解決を致して、前途永遠に亘る此人口の問題、食料政策の十分安定を圖ると云ふ御意見でありまするか、此點に就きまして、政府の御意見を伺ひたいのであります、固より一面此食糧の豐富を計ると同時に食料の轉換を行つて、麥雜穀を食ふと云ふ事も宜しいが、斯樣の事は所謂國民の自制に待つのであります、政治家、新聞記者、宗教家、教育家の如き者が、青年團であるとか、在鄉軍人團であるとか、會社であるとか、學校であるとか、各種の團體に實行の出來ることを指導して、國民の自制力に待たなければ、政府が唯々一面訓令をされる位で迚も行く事でない、併ながら政府も相當なる方法に依つて直接間接に指導獎勵せらるゝ――食糧品の轉換を指導獎勵せらるゝと云ふことは當然の事であります、之を約して申せば、政府は植民地或は支那方面に向けて、所謂技術と資力とを以て、今少し當面の食糧不足を補ふべき方法を講ずると云ふ、御意見が有るのであるか無いのであるか、此食糧品轉換を指導獎勵するに付きまして、何等か御考案を持たれて居るのであるか、どうであるか、又所謂人口の處分問題と云ふ事に就きましては、歐羅巴の此平和會議に於きまして政府は如何なる抱負を以て、其所信を貫くと云ふ御意見でありまするか、此三點に就て明確なる御意見を伺ひたいと思ふのであります。

〔拍手起る〕

○伊東知也君　議長。

○副議長（濱田國松君）　伊東君何ですか。

○伊東知也君　唯今私が調べましたが、定足數を缺いて居ります。

○副議長（濱田國松君）　議長は定足數に達して居ると思ひます。

〔「議事が無いから宜い」と呼ふ者あり〕

○伊東知也君　休會を願ひます。

○副議長（濱田國松君）　質問第二、外交に關する質問は、提出者より延期の申出がありました、質問第三、吉野川改修工事に關する質問、高島兵吉君。

三　吉野川改修工事に關する質問（高島兵吉君提出）

吉野川改修工事に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月十日

提出者　高島兵吉

贊成者　鈴木梅四郎

外三十二人

吉野川改修工事に關する質問主意書

德島縣下吉野川は目下國庫支辨を以て改修工事中なりと雖築堤工事粗略に失し竣工建設の箇所に於ても尙決潰の虞あり此の際政府は愼重に該工事を督勵し以て沿岸多數民の憂慮を除去するの要ありと信す政府の所見果して如何

右及質問候也

○伊東知也君　定足數を缺いて居ります。

○副議長（濱田國松君）　質問中は從來差支なき慣例であります。

○伊東知也君　慣例でありませぬ、定足數を缺いて居ります。

〔高島兵吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○高島兵吉君　私共は吉野川改修工事の質問を致し

ます、此吉野川改修工事なるものは、國庫支辨として明治四十二年より起工致して居つたのであります今日では七八分通り竣工致して居るのでありまするが、然るに此改修工事の全體を見ると、甚だ遺憾に堪へぬのであります、其工事其のものが甚だ粗漏にして、改修の効力が更に無いことに及んで居るのであります、抑々此河川改修なるものゝ目的は何れに在るかと申せば、即ち沿岸の一帶の地方の民をして貴重なる生命を保護し、尙又殖產興業を促し、運輸交通の便を圖り、有ゆる此沿岸に對して進步發達を期待すべき、大切なる改修其のものゝ目的である、然るに改修其のものが不完全に終らんか、生命財產を毀損し、諸般の進步發達を阻害すると云ふことになるのであります、地方の不幸不利益なるのみならず、國家經濟上、多大なる損失を來す譯になつて來るのであります、從來此吉野川は四國三郎と稱して流域二十五里あつて、水力水勢の急なることは、大井川或は淀川を凌駕するだけの力を持つて居るのであります、故に改修をすると云ふに當つては最も大切に而も完全に終了しなければならぬのである然るに此工事の大體を見るに大に粗漏極まり且つ改修に對して不完全なんである河川改修なるものは、浚渫と同時に兩岸に於ける此築堤なるもの、其築堤なるものが而も完全にして、其兩岸なるものが優劣なく衡平的に併行して實施すると云ふのが、是が所謂築堤工事其ものゝ原則である、斯く運び行けば改修中に於て一朝出水があるとも稍々安全に防禦の出來る方法である、然るに此吉野川改修の築堤其ものゝ工事を見て見るに、兩岸相併行して居らぬ、兩岸の工事甚だ不衡平である、北岸は甚だ薄弱であつて南岸が完全なんである、是が即ち工事其のものゝ第一步を誤つて居るものである、北岸の如きは尙ほ之に對して、分派口に於ける運河或は閘門と云ふものもまだ施設になつて居らぬ、然るに一方南岸は支流に對する閘門も出來、そら出水と云ふ場合には、調節の出來るだけの餘裕が出來て居る、然るに北岸は用意が出來て居らぬ、殊に其北岸の如き工事に對しては、護岸に於ける堤脚一部のみが石卷に致して、上層に於ける全部は固着力なき土砂を以て積上げてあると云ふやうな形である、甚だ微弱なる築堤である、昨年の秋水でさへも此護岸以上に浸水したのである、故に其上に於ては崩壞するし、或は崩落するしゝて昨年の如きは殆ども決潰せんとしたのであつたが農民が生命を犧牲にして努力の結果、漸く其決潰の危を止めたと云ふやうな、實に悲慘な運命に接したのである、危機一髮を容れざる大危險に瀕しかけて居つたのである、もう少し水源地の水が增加するならば、到底決潰の運命は免れぬのである、固より御承知の如く此水なるものは、抵抗力の薄弱なる方を突破すると云ふのは自然の道理である、若し是が決潰したならばどうであるか、即ち北岸に於ける十數萬の人口と數萬町步の立派なる田畑を控へて居る、是等に對して、大々的慘劇を來し、苦境に陷らしめると云ふことは免れぬのである、先づ斯る次第である、尙ほ上流の善入寺川附近の工事はどうであるかと云ふと、善入寺川の其附近に對しては、上流下流共に幅五百間にも足らぬのにも拘らず、順應上其善入寺川附近に對して、一千間に幅を擴めたと云ふやうな始末になつて居る、而も立派な良田を以て游水地として幅を擴めたと云ふやうなことになつて居るのである、是はどうであらうか、斯くしなくても、兩岸に於て相當なる防備工事を施せば結構なものである、洵に無用な事を致して居るのではないか、此立派なる良田を潰して、さうして河川の結果を惡くすると云ふことは、甚だ矛盾した譯であらうと思ふ即ち此良田殆ど五百町步を犧牲にして居るのである今日の如く食糧缺乏の問題、耕作補助政策と云ふことは、頗る輿論沸騰の際にも拘らず、此良田を斯く皆無ならしむると云ふことは、所謂食糧の要素を減殺するのも道理は同じ事である、洵に時節柄大に矛盾して居ると謂はなければならぬのである、是等に對しても大に問はなければならぬのである、要するに此吉野川改修問題の、斯の如く粗漏なる點、斯の如く不完全なる點に對して、之を總括して申せば幅も廣くなつたは、川敷も深くなつたは、築堤が高くなつたはと云ふ爲めに、水勢を妨げる力と云ふものは大になるのである、其大になるが故に、若し決潰をするとすれば、改修以前に比して數倍の害を被ることも、亦是れ道理の然らしむる所である、斯の如き場合に立至つて居るのである、誠に改修其のものの効力は更に無い、是までに八百萬圓の起工費を投じて、改修せざる前に比して數倍の災害を來すと云ふことは、甚だ怪むべき話である、金を入れて却て金を入れざる――改修せざる前に比して、數倍の災害を來すと云ふことは、甚だ怪訝に堪へない、立憲治下の怪事と謂はなければならぬのである、殊に今回は又追加として即ち百三十九萬圓の改修費が見えて居るが、吾々も亦大に之を協贊しなければならぬが、協贊すると同時に、而も之を有効に使ふて貰はなければならぬ、有益に使用して貰はなければならぬのである、斯の如く無用に使用するよりか、大に有益に使用せんならぬと云ふことに付て、從來の如き不完全、粗漏なる方法を一變する御意見であるか又從來の方法を持續する方針であるか、又是までの築堤に對して、斯く決潰の兆候が現れて居る處に對して、應急策を施す御意見は如何であるか、又閘門の經營設備が出來て居らぬのに對して、施設經營なさると云ふ事に對しては、如何なる御方針であるか、どうしても本年の秋の出水までに、所謂雨降らざるに牖戶を綢繆しなければならぬのである、是等の防禦と云ふものはしなければならぬのである、此等の改修工事を再改修するか、尙ほ此石卷を全部に致して、尙ほ堅固に致すか、是等に對して大に吾々は聽かんと欲するのであります、從來斯の如く改修工事に於て百害百出致したる所以のものは、官僚的屬僚政治の通弊として、國利民福を口にして、實際に行はず、實際に致さず、唯々官僚的机上の形式にのみ拘泥するを以て、施設の方針として改めぬからである、殊に此間違つて居る所の方針を以て金科玉條と致して居るのである、吾々は豫てより此事に對しては指摘して止まぬのである、今回の此吉野川改修問題の如きは、所謂官僚的屬僚政治に流れて居ると云ふ活きた手本である、然るに現內閣は自ら稱すらく、民意を代表し、民利民福を增進するを以て本旨とせられて居ると、果して然らば斯の如き歎すべからざる所の失敗たるべき方針、此工事に對する不完全、斯の如き誤つた所の失敗を直ちに改廢して、愈々民意的本領を發揮して貰ひたいものである、願くは現內閣に於ては、吉野川沿岸の民をして恐なからしめ、枕を高うし安心すべき程度に於て、御親切なる御答辯を煩はしたいのであります、是れだけを

〔拍手起る〕

○副議長（濱田國松君）　池田政府委員。

〔伊東知也君「議長、議事の進行に就て」……と呼ふ〕

○副議長（濱田國松君）　政府委員に發言を許しました。

〔政府委員池田宏君登壇〕

○政府委員（池田宏君）　唯今の御質問に對しましては、追て書面を以つて御答辯を致します。

〔伊東知也君「議長々々」と呼ふ〕

○副議長（濱田國松君）　質問第四、航空取締に關する質問、橫山勝太郎君。

四　航空取締に關する質問（橫山勝太郎君提出）

航空取締に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月十二日

提出者　橫山勝太郎

贊成者　小西和

外三十二人

航空取締に關する質問主意書

航空機關の發展に伴ひ歐米各國に於ては既に航空法を設定し殊に國際飛行に關しては多大の注意を拂ひつゝあり今回の講和會議に於ても米佛英伊の四大强國は航空法案に就て特に協議會を開始したるは巴里電報に示せるか如し然るに我か日本に於ては未た航空法に關する規定なきのみならす巴里會議に參加せさる理由如何

我か日本に航空法の規定なきを奇貨として昨年來外國人にして我か國內に於て無條件にて長距離飛行を企圖する者あり當局に於ては果して斯る行動に對し絕對的危險なしと思惟するや如何若國防上多少の危險を慮る者ありとせは斯る場合に於て如何なる手段を取らむとするや反之萬一國防上危險なしとして默過したる後不測の事故に際會したるときは當局は果して其の責に任するや如何

右及質問候也

〔橫山勝太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

〔伊東知也君「議長――議長――議長橫暴ではないか」「議長公平」と呼ふ者あり〕

〔伊東知也君「先例にありませぬ」「議長公平」と呼ふ者あり〕

〔伊東知也君「公平ではない不公平だ先例が無い」と呼ふ〕

○副議長（濱田國松君）　伊東君、靜肅を望みます。

〔伊東知也君「靜肅ではない、議事の進行だ」

と呼ぶ）

○横山勝太郎君　航空法の制定に就て、聊か質問して置きます　…伊東君何です（伊東知也君「何が何んだ」と呼ぶ）無禮な事を仰しやるな（伊東知也君「どつちが無禮だ」と呼ぶ）無禮です……

○副議長（濱田國松君）　私に顯答することを許しません、

○横山勝太郎君　航空法の制定に就て、極めて簡單に當局に質問を致したいのであります、既に海陸軍には航空隊があります、それから民間には帝國飛行協會なるものもありまして、當代の名士は悉く之に網羅せられてありまして、畏多くも久邇宮邦彥王殿下を總裁として戴いて居ります、現に昨年八月五日には、五十萬圓の御下賜金がありまして、民間からも約五十萬圓の寄附金を集めて居るやうな次第であります、此帝國飛行協會に對しては、色々民間に議論がありますやうでありますが、是は併し事實の眞相が分りませぬ、當局に於きましては、宜しく航空法の制定に關して、是れが御取締を願ひたいのであります、それに就て第一に質問して置きたいのは、新聞紙上に掲げられてありますところの外國電報の報ずるところに依れば、既に巴里に於きまして、航空會議なるものが開催せられたのでありますが、其の航空會議に對して、我日本の使節は加入致して居らぬと云ふことに承つて居ります、是れは將來の爲めに由々敷き大事と考へますが、何故に航空會議に參加致しませぬか、其の理由、並に現今に於ける航空會議の經過、並に將來我國は、之に對して如何なる態度を執りますか、此數點に就て承りたいのであります、色々申上げたい點もありますが、今日は之を省略して置きます、それから第二に承りたいのは航空法の制定に關して至大の關係を持つと考へますが、領海並に領土の上空は自由なりとの原則を認めまするか（或は我國の領海我國の領土の上に於ては我國に於て空中主權を持つて居ると云ふ主義を執るか、此根本義に就て御說明を煩したいのであります學者の唱ふる所に依れば、航空は自由であると云ふ說もあります、即ち航空は自由にするに非ずんば、人類の自由の行動を妨げると言ひ、又或說に依れば空中の主權を認むるに非ずんば、領土權の本質を完うすることが出來ないと言ふ、此兩說がありますが、此兩說の委しき說明は私より之を爲す必要は認めませぬが、當局に於ては、兩說の孰れを採らんとするのでありますか、若し領土領海の上空に於て絕對の自由であるとの原則を認めますと云ふと、我日本の領土領海の上を、他國の飛行機飛行船が通行致しても、之を承認しなければならぬ、若し空中の主權を認めると云ふことになりますれば、他國の飛行機飛行船に對しては、何等かの制限を取らねばならぬと云ふ結果を生ずるのであります、傳ふる所に依れば巴里に於ける航空會議に於ては、絕對自由の說を採ると云ふやうなことも聞いて居りますが、若し果して眞なりとすれば、我日本帝國に取りましては、由々敷き大事であると考へます、此點に就て參照すべきものは、英國の飛行家「ハンドレーページ」氏は昨年十二月十三日に往訪の某新聞記者に語つて申しまするのに、英國に於ける民間飛行家の飛行に關する檢束は、近く撤去せらるるであらう、余は印度及更に東方までの乘客、並に貨物運搬用飛行を始めんすと斯う云ふ大膽なる演說を致して居ります。即ち英國に於ける民間飛行の制限と云ふものは悉く撤去せられるからして、余は印度其他の東洋方面に向つて、旅客並貨物の運送を始めると云ふやうな希望を述べて居るのであります、其次には「マックエワン」將軍の便乘したる所の、倫敦より印度に向ふ所の「ハンモレーページ」氏操縱の飛行機、是は印度に行く目的を達せずして、伊太利の「ピザ」市に到著したそれは天候不良なる爲めであつて、豫定よりは少しく後れたのであると云ふことになつて居ります（十二月十九日倫敦發電報）それから英國の航空省の一官吏の語る所に依れば、緬甸、暹羅「スマトラ」の其他を經て濠洲北地方に至る著陸地點の連絡系を踏査の爲めに、航空官吏二名印度に赴けり、巨大なる「ハンドレイページ」型飛行機は右組織完成の際の飛行に用意せらるべし（ロイテル一月一日倫敦發）斯う云ふ意見も述べられてあります、既に英國の航空省に於ては、印度方面或は東洋方面に飛行機の連絡を取る爲めに、既に二名の官吏を派遣して居ると云ふことになつて居ります、それから米國の女流飛行家の一人は、太西洋橫斷の飛行を企てゝ居ります斯の如き次第であつて、今から數年前には、浦鹽斯德から日本に飛行機が來ると云ふやうな話を承つた際に、殆ど之に耳を傾ける者は無かつたのでありますが、今日に於ては太西洋の橫斷を企てる者あり、既に印度方面までは、旅客並貨物運送を企つると云ふやうな程度にまで、飛行機は進步致して居るのであります、此時此際に當つて、我國の領土の上空領海の上空を如何にすべきやと云ふことは、直ちに考慮をして置かなければならぬ必要なる點であると考へるのであります、當局の意見は此點に就て、如何なるものであるかと云ふ事を承りたいのであります第三には此の海陸軍の國防上、飛行機飛行船を如何に取扱はんとするかと云ふ點に就て、質問を致したいのでありますが、現行の法令を見ますると、明治三十二年の法律要塞地帶法に於きまして、其第七條に「何人ト雖要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ要塞地帶內水陸ノ形狀ヲ測量、撮影、模寫、錄取シ又ハ要塞地帶內ヲ航空スルコトヲ得ス」それから大正四年の法律第十七號に依りまして多少の改正を加へまして「前項ノ規定ハ要塞地帶外ト雖第三區ノ境界線ヨリ外方三千五百間以內ノ區域ニ於テ之ヲ適用ス」其第七條第二項の所謂第三區と云ふのは、基線より測りて二千二百五十間以內と云ふことになつて居ります、即ち大正四年法律第十七號の規定に依る制限尺數は、合計五千七百五十間と云ふことに相成ります、それから第三項に於て「航空ノ許否ニ關シテハ要塞司令官ハ陸軍大臣ノ認可ヲ受クヘシ」それは陸軍省令と海軍省令とに依つて規定されてあります、斯の如き次第であつて、我國に於ける要塞地帶法が航空の問題に關しては洵に貧弱なる立法を爲して居るに過ぎませぬ、其他關東州の防禦營造物地帶令、是にも要塞地帶法同樣の規定があります、朝鮮にも僅に同樣の規定があります、即ち飛行機に關し、若くは、飛行船に關しては、我國の法令に於て、全く其規定を缺いて居るとは申しませぬけれどもが。到底此日進月步の飛行機飛行船に關して海陸軍の防備を完うする爲めに必要と考へられる所の法令と云ふものは、一も無いのであります、私は專門家でありませぬから詳しい事は無論分りませぬが、唯今申上げた五千七百五十間と云ふ制限がありましても、之に對して相當なる立法を爲すに非ずんば今飛んで居る所は五千七百五十間以內である、以外であると云ふ事實問題を起しましたならば、其時分には如何にして之を取締るのでありますか、唯々要塞地帶法の罰則に、一年以下の懲役とか罰金とか云ふやうな事は規定してありますけれども、單に此罰則のみに依つて、重大なる陸海軍の國防上の事の目的を達すると考へて居ると云ふ事柄は、餘りに大膽に失すると考へます、要塞地帶以外に於きましても、火藥庫もあります、又兵營もあります、其の他砲兵工廠とか、被服廠とか、糧秣廠とか、色々海陸軍の防備に必要なる機關がございますが、此貴重なる海陸軍の國防上の直接間接の機關たる物の上を、飛行機とか飛行船と云ふものが自由に飛んで步く事が出來るやうに現行法はなつて居ります、是は不備も亦甚しと私は信ずる考であります、此點に就て如何なる御考を御持でありますか、切に聽かんとする點であります、それから第四點に於て御尋致したい點は、唯今申上げました要塞地帶法の規定の裏面の解釋に依れば、要塞地帶法の第七號第一項及第二項に於て制限してあります以外には、日本の飛行機は勿論の事、外國の飛行機と雖も、飛行船と雖も、自由に飛んで步くことが出來るやうになつて居ります、何となれば要塞地帶法の規定は要塞地帶の上若くは要塞地帶の附近を航行することを禁じたるのみであつて、其他に付ては、何等の規定を持つて居らぬのでありますから、此禁令以外の場所は、自由に飛行機も、飛行船も、航空することが出來ると云ふ結論に至りはせぬかと考へます、隨て外國人並に內國人に對して屢々問題として起つて居ります點は、所謂長距離飛行の問題であります、或は大阪より東京まで郵便飛行をやるとか、或は東京から大阪まで外國人が飛行するとか云ふやうな色々な問題が起つて居ります、是等に關しては一も取締法規が無いのであります、現今に於てはどうして取締になつて居るのでありますか吾々國民として甚だ憂慮に堪へぬ點であるのであります、それから第五に御尋をして置きたいのは、此土地所有權と飛行機飛行船との關係、言葉を換へて申しますれば、土地所有權と上空の關係であります是はどう云ふ工合に法律關係がなるものであると云ふことを御認になつて居りますか、陸海軍の大臣に於て御答辯が出來ないと云ふことでありますならば司法大臣でも結構です、又內務大臣と雖も決して異存は言はぬのであります、民法の二百七條の規定に依れば「土地ノ所有權ハ法令ノ制限內ニ於テ其土地ノ上下ニ及フ」斯樣に相成つて居ります、即ち日本國民の持つて居る所有權は、法律或は行政命令の制限の範圍內に於て土地の上下に及ぶ、此上下と云ふ

範圍は甚だ問題であります、上は何所まで行くか、下は何所まで行くか、學者の間に於ても議論のあるやうに考へて居ります、而して此民法二百七條は、土地の所有權に關して、法令の制限内に於ける自由と云ふことを認めて居りますが、法令の規定を案ずるのに、鑛業法の規定に於て、地下の鑛物は國家に屬すると云ふ規定があります、又狩獵法に於て、空中を飛翔する鳥類の狩獵を許可し、又地上を走る獸類の狩獵を許可致して居りますからして、此狩獵法の制限の範圍に於ては、此所有權の制限を受けて居ることは明瞭であります、又電氣事業法の規定に依りますると其第十條に、電氣事業者は必要あるときは現在の使用方法を妨けさる限度に於て、他人の地上の空間若くは地中に電線路を施設することを得と斯う云ふ規定がありますが、此規定以外に、日本國民の持つて居る所有權を制限したる法律も命令も無いと考へて居ります、さうすると此民間の飛行機、飛行船は勿論の事、國家の所有に屬する飛行機飛行船と雖も、猥りに個人の土地の上空を航空すると云ふ事柄は、憲法に依つて保障せられて居る所の土地所有權の侵害になると私は考へて居ります、此故に海軍省の飛行船とか、或は陸軍省の飛行隊と云ふものが、帝都の上空其他村落の上空を自由自在に翔廻つて居りますが、是は法令上の根據と云ふものは全く無いのであります、是は如何なる根據に於て、吾々國民の上空を自由自在に飛歩いて居るのでありますか、此法令上の根據を承りたいのであります、之に關しても、至急に航空法を制定する必要があると云ふことは勿論であると考へます、第六に特に御尋したい點は、一般航空法制定の必要と云ふことの根據に就て、特に内務大臣の御答辯を願ひたいのでありますが、理窟を一切止しまして、事實だけを爰に申上げて置かうと考へます、此飛行機飛行船の進步發達に付て、個人の生命財産と云ふものは非常なる危險に瀕して居ります、其事例の數點を擧げますと飛行機に依つて殺害せられたる事例は、大正四年十一月二十一日に、陸軍の航空隊附荒瀨中尉は、東北演習の際、青森縣南津輕郡五鄕村角田周助三女てつを推進機に懸けて殺戮し、外一人の重傷者を出しました、二に同年四月二十三日、靜岡縣東松浦郡愛知村に於て、民間飛行家吉森吾吉は、同村飯田鶴乃に衝突して之を死亡せしめました、三は大正五年六月三日、追濱海軍航空隊附井上大尉は、神奈川縣金澤村の漁夫神明長次郎の頭部に重傷を負はしめ、之を死亡せしめました、四に大正五年六月十日に、宮崎縣都城に於て、民間飛行家中澤某は飛行中群衆中に墜落し、即死者二人、負傷者四人、氣絶者一人を出しました、五に大正六年九月九日、民間飛行家立石關二は、岐阜縣大垣市に於て飛行中、群衆中に墜落、即死二人、負傷者數名を出しました、それから財産に對する危險の點も一二申上げて、内務大臣の御參考に供しますが、大正二年七月十九日、廣島市練兵場に於て、民間飛行家坂本壽一は、飛行の際附近の人家の屋上に墜落し、財産上多大の損害を與へました二は大正五年三月八日海軍航空隊阿部中尉は、帝都訪問飛行の際、東京芝區明舟町陸軍將官の町田氏の邸宅の上に墜落して、非常の損害を與へて、同乘者と共に慘死しました、第三に、大正七年四月、日は分りませぬ、名古屋市に於て陸軍航空隊附伊庭中尉は、德川大尉と共に同乘飛行中、同市の人家屋上に墜落し、非常の損害を與へました、其他大正六年五月六日、民間飛行家玉井淸太郎と云ふ人は、帝都訪問飛行中、芝浦埋立地に墜落し、火災を起し慘死致しました、是が若し市中に落ちたならば、一大慘事を惹起したことゝ存じます、斯の如き次第であつて私が調査致しました所に依りましても、吾々の生命財産に對して、飛行機と云ふものが如何なる危險を與へて居るかと云ふ事柄の、一端を知ることが出來るのであります、此三四の事例を見ても、亦以て航空法を制定して、飛行機飛行船の奬勵を爲すと同時に、國民の財産、國民の生命を保護する必要があると考へます、昔は地震雷火事と云ふものが一番怖いと云うて居りました、現今に於てはそれ以外に、飛行機の如き非常なる威力を有する破壞力を有する所の文明の利器が、吾々國民に對して非常なる危害を與へると云ふ上から、餘程政府當局に於て、御考がなければならぬ點であると考へます、殊に内國の問題は姑く措くとしまして、外國との交涉です、即ち外國飛行機飛行船と云ふやうなものが、航空自由原則に依つて、我々帝國内の領土領海の上空を飛行すると云ふやうなことがあつて、國防上に於きましても、多大なる危險を感ずるのであります、此數點に關して如何なる御考慮を御持でありますか。詳細なる御答辯を御願ますする次第であります。

○副議長(濱田國松君) 質問第五、市町村吏員優遇に關する質問、荒川五郎君。

五 市町村吏員優遇に關する質問(荒川五郎君提出)

市町村吏員優遇に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月十四日

提出者 荒川五郎

贊成者 井原百介

外百七人

市町村吏員優遇に關する質問主意書

市町村吏員は國の基礎たる自治中樞の最必要機關にして其の執るところの事務は敎育産業衞生徵稅土木兵事戶籍統計等其の大部分は國及府縣の行政にして國家の上より見るも亦極めて必要の公務員たるは多言を要せす

隨て其の適良の人物を得るは最緊切の事にして之を優遇奬勵するの途を開くは目下の急とする所なるに拘らす未た其の實現を見さるは自治の發達振興を圖る上に於て將た國運の進展隆昌を期する上に於て頗る遺憾のことたり

仍て本員等は第四十回議會に於て市町村吏員優遇の建議案を提出したるに其の特別委員會に於て當時當局大臣は大體其の趣旨を容れ考慮實行せむとの說答ありたり

然るに本年の紀元節に於て只全國九十餘町村長に對し一級昇勳ありしのみにして最多年勤續者の極めて小範圍に止り且助役以下の吏員は其の恩典に與からす此の如きは決して其の目的を達する所以に非さるなり

政府は他に講究計劃するところ無きか

右及質問候也

〔荒川五郎君登壇〕

○荒川五郎君 諸君、市町村吏員優遇に關する質問の趣意を簡單に申上げます、私は昨年の議會に市町村吏員優遇に關する建議案を提出致しましたる時に某委員會に於て、時の當局大臣は市町村吏員の待遇を善くして、之に適材を得、且つ長く其職に安んぜしむるやうにしたいと云ふことは、政府も氣に掛けて居る所で、其方法に就ては最も愼重に考慮を費しつゝあるか、今日まで行つて居る所を言へば、市町村吏員の爲めに、市町村に對して退隱料、退職給與金等の條例を設けるやうに勸誘を致し、又長く市町村長、助役等の職に在りて、公共の事務に勤勉致し功勞の顯著なる者に對しては、褒章條例に依つて之を表彰し、又其功勞成績が優良であるも、未だ褒章條例に依れる表彰するに至らざるものに付ては、明治四十二年以内内務大臣に於て之を選奬し、以て一般に奬勵に努めて居る、併し尙ほ其他の優遇法に關しては、考究して實行に努めると云ふことでありました、其後昨年政府に於て、此件に關して特に考究せられて居るやうに新聞紙上にちらほら見へて居り、殊に現内閣になつてから、市町村長等優遇に關し、政府は何か施設する所があると云ふ聲も高まり、次で紀元の佳節に方つて、是が實現する由であると云ふことが傳へられて居りましたから、私共窃に期待して居つたのであります、紀元節は來ました、果して全國の市町村長に敍勳の恩典がありました、それを見まするのに、全國一萬三千の市町村長の中で、僅に九十五名、然も二十八年以上勤續で、二十八年以上勤續と云ふ極めて永き勤續者、謂はゞ殆ど市町村制實施以來引續いての勤續者ばかりに、此恩典があつたのであります、此中には市長は全國に一人もありませぬ、又町村長も一人も無い府縣が段々ある位であります、甚だ意外に感じ、且つ失望致したので仍て已むなく爰に質問を提出致した次第であります、諸君、市町村の事務は今更申上げるまでもありませぬ、自治は一の小國家とも申すべく、國家の事務は皆な市町村に於ても、同じく同種の事務を有して居ります、教育、土木、稅務、衞生、兵事、戶籍統計等、中々煩雜で、凡ての法令や習慣等を諳んずることを要するのみではなく、其事務の中でも、市町村固有の事務は僅に其一部分に止つて、大部分は悉く皆な國や府縣の事務であります、故に其名は自治の吏員と云ふも、其實執る所の事務は、國家の官吏と更に異る所はないのみならず、唯々國及府縣の事務の中で無いと云ふのは、警察事務が無い位であります 他は悉く關係が有る、新に一の法令が出まするすると云ふと、直ちに市町村に一の事務が增して來ます、彼の先年行はれた行政整理の如きでも、行政を整理して簡易にするに非ずして、官廳の事務を押集めて、之を市町村へ持込むと云ふ結果を來し、年年歲々其事務は增して來るばかりであります、此度行はれる國勢調査の如きにしましても、主もなるも

のは市町村長がやらんければならぬ、市町村が實に其主たる事務を執りまするので、此類の新事業、新國務は、續々として年々加はり來るのであります、斯う云ふ場合に官廳では特別の課や係を設けまするけれども、市町村は皆な之を一手に引受けなければならない、隨つて是等の習い法、新しい命令は悉く之を能く知悉し、習熟を要する上に、市町村の事情内情、人民の程度、貧富等も悉く知抜いて居らなければならない、上級官廳と人民との間に在つて、官廳からは嘖され、人民からは又色々我儘を言はれて其面倒であり煩雑であることは、他の官廳と決して同日の論ではありませぬ、隨て之に適當なる人を得ることは實に容易でない、其事務を執る爲めに其人物を要する事は、國家府縣と寸毫も異る所はありませぬ、否なより以上に其人物を要するのである、で其六ヶ敷い町村長以下三役の者が、四年改選の法となつて居りますから、別して其人を得て、長く其職に安んずると云ふことは六ヶ敷いのであります、併し自治其のものが既に永久である以上は、均しく永久繼續の力を要し、其適材を得るを要することは、勿論申すまでもないのであります、然るに諸君、官吏は唯々一局部の事務を執れば、それで先づ誰でも出來るのである、勿論官吏も其人物を要し、適材を要することは申すまでもありませぬけれども、凡庸の人でも官吏は務まる、凡庸でも年限が經てば、位階も授けられるし、敍勳にもなるが、市町村長の如きは中々さうは行きませぬ、況や今日競爭の激しい時に二度も三度も引續いて當選を致し、此難儀な面倒な中を切抜けると云ふことは、隨分人材で、又誠實で、我が一身を捧げて努力する人でなければ、到底出來ないのであります、然るに官吏は十五年も經てば敍勳となる、市町村長は二十八年――三十年も勤續勵精して、唯々僅に勳六等と云ふことは、實に比較にならぬ話ではありませぬか、私の考では、市町村長にも既に勤續の年限で恩典に算する以上は、官吏よりは却て其年限を短くするのが相當ではないかと思ふのであります、が一體此法律とか官制等は上の人に非常に厚く、下の者には極めて薄いのであります、婦人の作つた法律が無いから、婦人に酷で男子に寛だと云ふこともありますが、矢張之と同じく官制等も上級の官吏が作つたものでありますから上級の官吏には手厚く出來て居りまするけれども、下級の者には極めて薄いのであります、殊に唯々官吏と云ふ名前が無いのみで、官吏と同じやうな事務に鞅掌しながら、其者には大なる等差を設け、差別を立てて居る、例へば教員、又此自治の吏員と云ふやうな者は、全く別物に取扱はれて居ると云ふことは、全體根本の考が違ふと思ひます、是故に地方制度布かれて三十年、豫期したる自治の發達は一向に見ることが出來ないのみならず、其事務は地方到る處澁滯して、自然自治の活動も出來ない、隨て其の爲めに國務も進歩發展しないと云ふやうな有樣であると私は思ふ、斯う云ふ譯でありますから、國運の進歩隆盛の上にも、自治の振興發達の上にも、市町村吏員の優遇、奬勵と云ふことは、極めて大切、且つ必要な事と思ふのであります、政府は退隱料や退職給與金の條例を設けることを勸誘して居ると云ふのでありますけれども、是は自治自らが定める仕事で、政府の法令で定めない以上は、自治の吏員としては聊か手盛の嫌もあります、殊に此經費膨脹困難の時に於ては、中々それが實際に行はれ惡いのであります、勿論全國の中には、退隱料條例、或は遺族扶助法と云ふやうな例規を自治で設けて居る處があります、ありますけれども、多くは死文空法でありまして、實際に於て其恩典に與る者は、殆ど無いのが、今日の實況であります、又政府は襃章條例の適用と云ふことを言はれますけれども、是は市町村吏員に特に限つたものではないので、一般の人に對する名譽の恩典でありますから、之を以て必ずしも市町村吏員の優遇として、特に爰に擧げることは出來ませぬ、先年以來既に市町村長にも敍勳の途を開かれた以上は、少くとも普通官吏と同樣に、敍勳並に敍位の制も立て、其他特別の表彰方法も講じ、又物質の上にも出來得る優遇の途を開き、以て適當の人物を得、其事務に習熟練達して自治の發達を圖り、國家の基を鞏固ならしむると云ふことは、實に大切な事と思ふのであります、政府は紀元節に、僅か九十五名の町村長に一級陞勳せられたのがあつたのみでありますが、唯々之に止まるのか、他に計畫せらるる所があるのか、それが承りたい、私は敍位敍勳等の名譽の恩典は、是非少なくとも官吏と同樣の取扱方にせられたいと思ひます、敍位條例や敍勳法に於ても、決して之を官吏とか華族とか云ふ者に限つてはないのであります、其文面を見まするに、國家に勳功ある者又は表彰すべき功績ある者云々と規定してありますから、それに依ることは決して差支ないばかりではありませぬ、既に實業家や或は多額の金を政府に献納したと云ふやうな者にも、敍位敍勳の實例は少なくないのであります、速に地方自治の吏員に此優遇を及ぼして、之を奬勵するの途を講ぜられたい、尚ほ私が一案と致しまして、市町村吏員恩給基金法です、市町村吏員恩給基金法と云ふが如きものを設けて、それには地方費や又は市町村からも多少の納付金もさせても宜しいが、大部分を國庫から補助して、玆に此基金を造つて、さうして相當資格有る者に、給與すると云ふ事にせらるることも宜いと思ふのであります、玆に聊か希望をも併せて政府の計畫を御質問致す次第であります。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　緊急事件の上程並に審議の都合上、爾餘の質問は全部延會の動議を提出致します。

○副議長(濱田國松君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議が無ければ質問第六質問第七は延會に決しました、日程第一、私立學校用地免租に關する法律案、政府提出、第一讀會を開きます。

第一　私立學校用地免租に關する法律案（政府提出）　第一讀會

(本案は本卷七九一頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く)

○國務大臣(男爵高橋是清君)　議長。

○副議長(濱田國松君)　高橋大藏大臣。

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君)　私立學校用地免租に關する法律案でございまして、教育振興に關しましては、私立學校をも保護奬勵致しまして、其健全なる發達を圖るの必要があるのでございます、仍て其教育上必要とする用地に對しまして、地租を免除致し、以て私立學校の發達を圖るべき趣旨を以て、此法案を提出致したる次第でございます、御審議の上御協贊を與へられんことを切望致します。

○副議長(濱田國松君)　此場合質疑を許可致します樋口秀雄君。

○樋口秀雄君　極めて簡單でありますから、此席上で申します。

○副議長(濱田國松君)　許可致します。

○樋口秀雄君　教育の振興に關しましては、殊に吾々から質問を致しました當時に、中橋文部大臣には、私立學校の件に言及致しますると、是も考慮中であるからして、必ず何等かの案を出すと云ふ御答辯であつた、又政友會の諸君に於かれましても、教育振興を以て一大政策に數へられて居る極めて重大なる案である、吾々の出しました教育振興案は、政府の考慮中なる故を以て、即決せられたものに外ならぬものと信じて居つた、然らば私立學校に對しまして如何なる御名案があるか、考慮中の考慮中から生出た最初の案は、高等諸學校の增設であります、假令早急の政策にせよ何にせよ、兎に角大きな案を提出になつて、私立學校に對しても亦多大の恩澤のあるものと期待致しました所が、思ひきや今回御提出になりました案は、僅に前三回繼續致しまして、衆議院を通過致しました建議、私立學校用地免租に關する法律案を出されましたに過ぎない、泰山鳴動して鼠一匹の感がある、言責を重んぜらるる中橋文相と致しまして此議會の開期尚ほ三週間を餘して居りますから、定めて此以外に御提案があると思ひますが果して私學優待に對して、何等かの御提案があるのであるか、唯々是切りで――是一つで以て、教育振興私學奬勵と云ふことに打切になるのであるかと云ふことを先づ第一に伺ひたい、第二は此法律の其第一條に於きまして、納税義務者の申請と云ふことがあります、所が政府の當局者は、果して私學の狀態を御承知であるか否や、私立大學抔に於きましては多くは自ら其校舍として用ゐます宅地と云ふものを所有して居る、即ち納税義務者が、自己の負擔減少の爲めに之を申請するのでありますが、それ以外の學校に至りますると、多くは借地であります、借地でありまするからして、若し私學奬勵の意味でありますれば、其土地の使用人の申請に依つて、免除すべきが當然だらうと思ひますが、假りに神田邊の或慾張りたる地主の如き者が、自分が納税義務者であるが爲めに、自分の用地は免除して貰ふ、附加税を免除して貰ふ、さうして私立學校に舊通りの地代で貸すと云ふことになつた時は、何人が利益を受けますか、何所に私立奬勵の意味がありますか、更に解

されない、何が故に此用地申請と云ふことに爲さらなかつたのであるか、併し但書がある通り、借地人たる私學に此恩典を與へぬならば、此案は私學の奬勵ではない、私立學校の土地の所有者に對して恩典を加へる、どうも私學奬勵と云ふ事の意味を見出すことが出來ぬのでありますが、之に對する御考如何此二點の御答辯を願ひます。

〔國務大臣中橋德五郎君登壇〕

○國務大臣（中橋德五郎君） 唯今の樋口さんの御質問に御答を致します、私學奬勵と云ふことに付きまして本案を提出したのは、泰山鳴動鼠一匹と云ふ御話でありましたが、是だけでは稍々其感がありませう、まだ考へて居る積りであります、併し餘す所三週間位しか御話の通りありませぬ、此議會に向つて追加豫算を出すと云ふやうな計畫は持つて居りませぬ、又私學の奬勵は、必ずや三週間や一月、二月の問題てありませぬ、大體に考へなければならぬと思うて居ります、どうか其點は左樣に御承知を願ひます、それから私學が借地をして居ります場合、其所有者に免除したつて、效が無いでないかと云ふ御話でありましたが、それは免除しない積りであります無料で借地して居る學校には免除しますけれども、有料でやつて居るものには、免除しない方法になつて居りますから、其點は尙ほ委しく御承知になりたければ、大藏の當局者から御返事を致します、私から御返事を致しても宜しうございます、大體だけ…

○樋口秀雄君 それで十分であります。

○副議長（濱田國松君） 日程第二、右議案の審査を付託すべき委員の選擧。

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君） 御異議が無ければ、動議の如く本案は議長指名、九名の委員に付託することに決しました、日程第三、耕地整理法中改正法律案、政府提出、第一讀會、山本農商務大臣。

第三 耕地整理法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

耕地整理法中左ノ通改正ス

第一條第三號ヲ第四號トシ「前二號」ヲ「前三號」ニ改メ左ノ一號ヲ加フ

三 開墾又ハ湖海ノ埋立若ハ干拓ニ依ル耕地整理ニ附隨シテ行フ整理施行地ノ利用ニ關スル必要ナル工作物ノ設置其ノ他ノ施設

第五條中「消滅シタルトキハ」ノ下ニ「帝室及國ヲ除クノ外」ヲ加フ

第九條中「登記所」ノ下ニ「、漁業ニ關スル登錄官廳」ヲ加ヘ「耕地整理組合ノ組合長、組合副長」ヲ「耕地整理組合若ハ耕地整理組合聯合會ノ組合長組合副長若ハ聯合會會長聯合會副會長」ニ改ム

第二十五條中「訴訟ノ目的タリ又ハ整理施行地區ニ編入後訴訟ノ目的ト爲リタル爲」ヲ「訴訟ノ目的タル爲」ニ改ム

第二十五條ノ二 整理施行地ニ付存スル漁業權カ登錄シタル先取特權又ハ抵當權ノ目的タル場合ニ於テ第二十七條ノ二ノ規定ニ依リ補償金ヲ拂渡スヘキトキハ整理施行者ハ其ノ金額ヲ供託スヘシ但シ先取特權者又ハ抵當權者ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ整理施行地ニ付存スル漁業權又ハ入漁權カ訴訟ノ目的タル爲訴訟當事者ヨリ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

登錄シタル先取特權若ハ抵當權ヲ有スル者又ハ訴訟當事者ハ前二項ノ規定ニ依リ供託シタル金錢ニ對シテモ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第二十七條ノ二 整理施行地ニ付漁業權存スル場合ニ於テハ漁業權者ニ對シ、漁業權及入漁權存スル場合ニ於テハ漁業權者及入漁權者ニ對シ整理施行ニ依リ生スヘキ損害ヲ補償スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル補償ヲ受クル權利ハ漁業權者及入漁權者共同シテ之ヲ有スルモノトス

整理施行者ハ前二項ノ規定ニ依リ損害ノ補償ヲ爲シタル後ニ非サレハ工事ニ著手スルコトヲ得ス但シ其ノ損害ノ補償ヲ受クル權利者ノ同意ヲ得タルトキ、第二十五條ノ二ノ規定ニ依リ供託ヲ爲シタルトキ又ハ第八十七條第三項ノ規定ニ依リ決定ヲ得タル金額ヲ供託シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十八條中「前條」ヲ「第二十七條」ニ改ム

第四十條ノ二 整理施行地區カ數府縣ニ涉ル場合ニ於テハ本法中地方長官ノ職權ニ屬スル事項ハ關係地方長官中主務大臣ノ指定スルモノ之ヲ行フ

第五十條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ土地所有者中共有者アル場合ニ於テハ各共有地ニ付共有者總數ノ二分ノ一以上ニシテ其ノ持分ノ三分ノ二以上ニ當ル者ノ同意ヲ得タルトキハ其ノ共有地ニ付同意アリタルモノト看做ス

第六十一條中第十號ヲ第十一號、第十一號ヲ第十二號トシ左ノ一號ヲ加フ

十 耕地整理組合聯合會ヲ設ケ、聯合會ニ加入シ又ハ聯合會ヲ脫退スル事

第八十條中「二十年迄延期スルコトヲ得」ヲ「五十年以內ト爲スコトヲ得」ニ改ム

第二章ノ二 耕地整理組合聯合會

第八十一條ノ二 耕地整理組合ハ登記手續ニ關スル事項ヲ除クノ外其ノ事業ノ一部ヲ他ノ耕地整理組合ト共同シテ行ハムトスル場合ニ於テ之ヲ代リ行ハシムル爲協議ニ依リ設計書及規約ヲ作リ地方長官ノ認可ヲ得テ耕地整理組合聯合會ヲ設クルコトヲ得

聯合會ハ法人トス

聯合會其ノ所屬組合ノ增減ヲ爲サムトスルトキハ各組合ノ協議ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

聯合會ニ會長一人及副會長一人又ハ數人ヲ置ク

第四十二條ノ二、第四十六條、第五十一條乃至第五十四條、第五十七條乃至第五十九條第一項第六十條、第七十三條乃至第七十五條及第七十七條乃至第八十一條ノ規定ハ聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第五十九條第一項中土地所有者トアルハ組合、第七十三條中組合員トアルハ聯合會所屬組合ノ組合員トス

第八十三條中「組合長若ハ組合副長」ヲ「組合長組合副長若ハ聯合會會長聯合會副會長」ニ、「組合ノ解散」ヲ「組合組合聯合會ノ解散」ニ改ム

第八十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

第二十七條ノ二第一項ノ規定ニ依ル補償金ニ付亦前二項ニ同シ

第九十一條中「耕地整理組合ノ組合長若ハ組合副長」ヲ「組合長組合副長若ハ聯合會會長聯合會副會長」ニ改ム

第九十一條ノ二中「耕地整理組合ノ組合長、組合副長」ヲ「組合長、組合副長、聯合會會長、聯合會副會長」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

○國務大臣（山本達雄君） 耕地整理法中改正法律案此提出致しました理由は、申すまでもなく、國民必需の食糧の生產增加を圖る爲めには、開墾、埋立、干拓等、耕地の擴張を奬勵するの急務なることは申すまでもないのであります、而して當業者が實地に其事業を計畫するに當りましては、耕地整理法に依つて計畫の組織を立てるのが、便利なる場合が多いのであります、然るに現行の耕地整理法に於きましては、現耕地改良の外、耕地の擴張を主に致して居るのでございまして、此耕地整理を致して居ります土地を、利用すると云ふ方に於きましての諸施設に於て、色々不便な點があるのでございます、之に向つて改正を試みたいと思ふのが、此案を提出したる所以でございます、どうか御審議あらんことを望みます。

○副議長（濱田國松君） 日程第四、本案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君） 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君） 御異議が無ければ岩崎君の動議の如く決しました――日程第五、大正六年度豫備金支出の件、大正六年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件、大正六年度特別會計豫備金支出の件、大正六年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件、大正六年度大正三年臨時事件豫備費支出の件、大正六年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件、大正六年度帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件、何れも承諾を求むる件を議題と致します、高橋大藏大臣。

第五
大正六年度豫備金支出の件
大正六年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正六年度特別會計豫備金支出の件
大正六年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正六年度大正三年臨時事件豫備費支出の件
大正六年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件
大正六年度帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件
（承諾を求むる件）

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　唯今議題となりましたる此六件の事務承諾を求めまする提出案に付きまして、大體に就て申上げます、大正六年度一般會計第一豫備金の豫算額は、二百萬圓でございます、衞生試驗所阿片費、傳染病豫防檢疫諸費、遞信省諸拂戻金、遞信事業用證票及式紙類費、其他必要避くべからざる豫算の不足に對して其全部を充用したのでございます、大正六年度一般會計の第二豫備金の豫算額は四百萬圓でございまして、在天津居留民團水害復舊費補助、各省風水害及火災復舊費、米國派遣軍艦費、其他必要なる豫算外の支出に對して、是が全部を充用したのでございます、大正六年度大正三年臨時事件豫備費豫算額は八千二百萬圓で、臨時事件に關し、各省所管に於て豫算外に支出を要したる諸般の費途に對して、七千六百二十二萬餘圓を要しました、大正六年度一般會計第一第二豫備金は、豫算拂切となりました、それが爲めに陸軍精米精麥及馬糧費、在監人費、遞信省諸拂戻金、各省水風害復舊費、其他必要なる費途に對して國庫剩餘金を以て豫算超過及豫算外の支出を爲したるものが、七百四萬餘圓、大正六年度帝國鐵道特別會計積立金勘定に於て、補塡金の豫定額は三百九萬餘圓、收益勘定に於て鐵道事業費豫算不足に對して是が全部の補塡を致しました、右の外尚ほ歳出豫算の不足するものがありました爲めに、收益勘定及資本勘定に於て、各々其歳入を以て豫算超過の支出を爲したるもの、收益勘定に於て二千四百九十萬餘圓、資本勘定に於て二千二百萬圓であります、右の外各特別會計に在つても、亦必要已むを得ざる費途に對して豫備金又は豫備金外の歳入を以て、豫算超過及豫算外の支出を爲したるものであります、以上は何れも緊急避くべからざる事項と認めて、是が支出を爲したるものであります、愼重審議の上、承諾を與へられんことを御願致します。

○副議長（濱田國松君）　日程第六、本案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議が無ければ、岩崎君の動議の如く十八名の委員に付託することに決しました――日程第七、精神病院法案、政府提出第一讀會の續を開きます、委員長の報告を望みます――金杉英五郎君。

第七　精神病院法案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔醫學博士金杉英五郎君登壇〕

○醫學博士金杉英五郎君　私は唯今議題と相成りましたる、精神病院法案委員會の經過並に結果を簡單に報告致します、右案は甚だ緊要なる案であると云ふことで、全會一致を以て可決致しました、唯々茲に一言申上げ置きたき事は、精神病院法は、事人權を拘束すると云ふことを頗る顧慮しなければならぬと云ふ、委員諸君の御議論が澤山出ました、政府當局者とも質問應答を重ねて、尚ほ愼重に審議致しまして、總ての疑惑も氷解致して美しく、經過致しましたやうな次第であります、尚ほ横山、高木兩委員から、此事に就ては附帶條件を希望すると云ふやうなことが出ました、それは「第一檢事並に府縣市町村吏員、府縣市參事會員は臨時精神病院に出張して現狀を視察し、人權保護の實を完くせられんことを望む、第二從來面會、差入、通信其他患者の取扱に關し往々不滿を訴ふるものあり當局は常に是か監視に努められたし」と云ふ希望條件を出されましたが、是は決議に依らずして、希望の趣を政府當局に申達致すと云ふことに致しまして、折合が著きましたやうな次第であります、右御報告申上げます。

〔拍手起る〕

○副議長（濱田國松君）　本案の第二讀會を開くや否やを議題と致します、二讀會を開くに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君　議長。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君。

○岩崎勳君　直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議が無ければ直ちに二讀會を開きます。

精神病院法案（政府提出）　第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議が無ければ三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定したることを宣告致します、日程第八、大正七年法律第二十四號中改正法律案の第一讀會の續を開きます、委員長の報告を求めます――委員長が不在ならば理事の八田君より御報告を求めます。

〔「委員長は居られます」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　委員長中川幸太郎君。

第八　大正七年法律第二十四號中改正法律案（政府提出、貴族院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

〔中川幸太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○中川幸太郎君　過日御付託になりました大正七年法律第二十四號中改正法律案の委員會の經過並に結果を極めて簡單に御報告申上げます、本案は現行の[illegible]改正に伴ひましたる所の、一年未[illegible]に[illegible]する[illegible]令の改正でありまして、[illegible]の如く極めて[illegible]な案でございます、委員會は前後三回開きまして、愼重審議の上、全會一致を以て原案の通り可決致しました、どうか本會に於きましても、速に可決あらんことを希望致します、此段御報告申上げます。

〔拍手起る〕

○副議長（濱田國松君）　本案の第二讀會を開くや否やを議題と致します、二讀會を開くに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議が無ければ二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君　議長。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君。

○岩崎勳君　直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議なければ直ちに二讀會を開きます。

大正七年法律第二十四號中改正法律案（政府提出、貴族院送付）　第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議が無ければ三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定致しました。

○岩崎勳君　議長。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君。

○岩崎勳君　議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に地方鐵道法案、輕便鐵道補助法中改正法律案、鐵道抵當法中改正法律案、鐵道船舶郵便法中改正法律案、鐵道營業法中改正法律案、以上五案の第一讀會の續を開き、一括して委員長の報告を求め、且つ其審議を進められんことを望みます

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議が無ければ、地方鐵道法案以下四案を一括して第一讀會の續を開くこと

に決します、委員長の御報告を求めます、戸水寛人君。

地方鐵道法案（政府提出）第一讀會の續（委員長報告）
輕便鐵道補助法中改正法律案（政府提出）第一讀會の續（委員長報告）（確定議）
鐵道抵當法中改正法律案（政府提出）第一讀會の續（委員長報告）
鐵道船舶郵便法中改正法律案（政府提出）第一讀會の續（委員長報告）（確定議）
鐵道營業法中改正法律案（政府提出）第一讀會の續（委員長報告）

〔法學博士戸水寛人君登壇〕

〔拍手起る〕

○法學博士戸水寛人君　地方鐵道法案外四件に就て委員會の經過及決議を報告致します、先づ地方鐵道法案に就て申しますが、鐵道に關しては、御存じの通り私設鐵道法もあり、輕便鐵道法もある、然る所明治三十九年に於て鐵道國有法が出ましてから、私設鐵道法が殆ど其の効力を失つてしまうたのである輕便鐵道の方は依然として實地應用せられて居りますけれども、此條文が極めて簡單である、私設鐵道法の規則の中で、輕便鐵道に準用せられて居るものもありますけれども、それにも拘らず輕便鐵道法の規則が極めて簡單であつて、且つ不完全である、そこで此法律を改正するの目的を以て、私設鐵道法と輕便鐵道法の二つを廢してしまつて、其代りに地方鐵道法案を政府から提出したのであります、委員會に於ては色々審議致しまして、二つの修正動議が出ましたのであります、即ち第三十條と第三十四條であります、第三十條の第二項を設けまして「地方鐵道ノ一部買收セラレタル爲殘存線路ノミニ付營業ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキハ地方鐵道業者ハ該線路及其附屬物件ノ買收ヲ申請スルコトヲ得」斯う云ふ修正があります、次の第三十四條に「買收ヲ受クヘキ地方鐵道業者カ兼業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ兼業ニ屬スル資産ヲ併セテ買收スルコトヲ得」「前項ノ場合ニ於テ買收價額ハ協定ニ依ル」斯う云ふのでございます、此修正說に就て政府の意見を求めました所が、是には同意であると云ふのでございます、委員會に於ては、全會一致を以て此修正動議を可決致しました、それから其次の輕便鐵道補助法中改正法律案、其又次の鐵道抵當法中改正法律案鐵道船舶郵便法中改正法律案、鐵道營業法中改正法律案、此四案は原案の通り可決致しましたのであります、此外にまだ軌道條例なるものがあるのは、固より御存じでございますが、是も甚だ不完全である併ながら道路法はまだ議決になつて居らぬものであるから、本年に於ては、其軌道條例の改正案と云ふものを政府の方から出すことが出來ない、多分次の議會に於て、是は提出すると云ふことでありました是も併せて御報告致します、大要は斯の如しであります。

〔拍手起る〕

○副議長（濱田國松君）　各案は各々別々に採決を致します、先第一に地方鐵道法案より採決致します、地方鐵道法案の第二讀會を開くや否やを議題と致します。

○副議長（濱田國松君）　二讀會を開くに御異議ありませぬか。

〔「二讀會を開くに異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　二讀會を開くことに決します。

○岩崎勲君　本案は直ちに二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ、直ちに二讀會を開きます。

地方鐵道法案（政府提出）第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議が無ければ三讀會を省略して、委員會修正の通り可決確定したることを宣告致します、次に第二、輕便鐵道補助法中改正法律案を採決致します。

○岩崎勲君　本案は讀會の順序を省略して、委員長報告通り可決確定せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議なければ讀會の順序を省略して、可決確定したることを宣告致します、次は鐵道抵當法中改正法律案の採決を致します、本案の二讀會を開くに御異議はありませぬか。

〔「二讀會を開くに異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ、二讀會を開くことに致します。

○岩崎勲君　直ちに二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議なければ直ちに二讀會を開きます。

鐵道抵當法中改正法律案（政府提出）第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議が無ければ三讀會を省略して、委員長報告通り確定したることを宣告致します、次は鐵道船舶郵便法中改正法律案を採決致します。

○岩崎勲君　本案は讀會の順序を省略して、委員長報告の通り可決せられんことを希望致します。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議なければ、讀會の順序を省略し、委員長報告通り確定致したることを宣告致します、次は鐵道營業法中改正法律案を採決致します、本案の二讀會を開くに御異議はありませぬか

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議が無ければ二讀會を開くことに致します。

○岩崎勲君　本案は直ちに二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告通り可決せられんことを希望致します。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議なければ直ちに二讀會を開きます。

鐵道營業法中改正法律案（政府提出）第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議が無ければ三讀會を省略して、本案は確定したることを宣告致します、日程第九、利息制限法中改正法律案の第一讀會の續を開きます、委員長の報告を求めます。

第九　利息制限法中改正法律案（赤尾彦作君提出）第一讀會の續（委員長報告）

〔赤尾彦作君登壇〕

〔拍手起る〕

○赤尾彦作君　利息制限法中改正法律案の委員會の經過及結果を御報告申上げます、委員會は開會を致しまするこが前後三回でありまして、其間委員諸君と政府委員との間に於きましては、微より細に入りとも稱して宜い程、綿密丁寧なる質問應答を重ねまして、其結果政府に於きましても、本改正案に對しましては、賛成の意を表すると云ふことの意思表示がありました、又委員會に於きましては、全會一致を以ちまして可決と云ふことに定りました、此段御報告申上げます、それと同時に委員會の開會中に種々なる重要問題が起りまして、研究を遂げましたもの其一二を簡單に申上げますれば、利息制限法なるものは、契約自由の原則から見ますれば、寧ろ之を全部廢止しまして、當事者の自由に委せる方が宜くはないかと云ふ意見もありました、それが研究問題の一つでありましたが、併ながら現時の我國の狀態に於きまして、利息制限法を全部廢止致しました場合には、道義心の缺けて居る金貸等がそれに附込みまして、非常に高率なる利息を貪る虞がありますと同時に、社會の秩序を紊亂する虞もあると云ふ理由で其問題は自然に消滅を致しました、又今一つは利息制限法の法律の趣意を徹底的に之を實行致しまするには、禮金であるとか、又は暴利であるとか云ふやうな名義を以ちまして、借主と貸主との間に受授を致しました、其のもの丶取戻を許すやうな法律を制定致したならば如何であらうと云ふ事も、研究問題の一つになりましたが、是も種々研究を遂げました所が、若し斯の如き法律を制定致しまするときには信用も乏しく、又擔保物も有せない者が金策を講ず

る場合に方つて、甚しい不便を感ずる、其結果金融の途を塞ぐ虞がありはしないかと云ふ理由の下に、徹底的に取戻を許すと云ふ法律制定の意見も、自から消滅を致しまして、遂に全會一致を以ちまして、可決致しました次第でございます、此段御報告を申上げます（拍手起る）

○副議長（濱田國松君）　本案は第二讀會を開くや否やを議題と致します。

○岩崎勳君　二讀會を開くに異議なし。

○副議長（濱田國松君）　二讀會を開くに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ開くことに決します。

○岩崎勳君　直ちに本案は二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ二讀會を開きます。

利息制限法中改正法律案（赤尾彥作君提出）　第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議が無ければ三讀會を省略して、本案は可決確定されました、日程第十、未成年者飲酒取締法案の二讀會を開きます、委員長の報告を求めます、工藤卓爾君。

第十　未成年者飲酒取締法案（根本正君外三名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔工藤卓爾君登壇〕

〔拍手起る〕

○工藤卓爾君　未成年者飲酒取締法案の委員會の經過並に結果を御報告致します、本案の爲に委員會を開きましたことは三回、回數の上より見ますると云ふと、寧ろ少ない方でございますが、併し本案は今日の場合に於て、最も必要であると云ふ所の點よりして委員諸君に於きましては、政府當局者に向ひまして、熟心なる質問を試みたのでございます、今其主なるもの丶點を二三申上げますと云ふと委員諸君に於きまして、本案は年々衆議院を通過致しまするけれども、貴族院を通過せざるのは甚だ遺憾とする所である、而して其原因は固より一にして足らずでありまするけれども、政府が本案に對する所の態度如何に依るのである、即ち言葉を換へて申しますれば、政府當局が本案に對する所の誠意を、缺いて居るかの如く見受けらる丶のである、故に本年に於きましては、政府は本案に對して如何なる意見を懷いて居るかと云ふことを問はれましたるに對しまして、政府委員の答へまするには、本案は從來の案とは違ひまして、頗る完全に出來て居る即ち昨年までの本案は、酒類を販賣する者を罰するだけに止つて居りましたけれども、本年は飲酒する者をも取締ると云ふ點に存して居るのであつて、頗る完全に出來て居る、故に本案の如くでありまするならば、政府は無論之れを贊成するものであると云ふことを答へられたのでございます、之れに對しまして重ねて問を發しまして、其の樣に政府は本案の必要を認めるならば、何故に政府より本案を提出しないのであるか、貴族院の樣子を見まするのに、議員より提出する案と、政府より提出する案との間に於いて、若干の差違があるやうに見受けらる丶、即ち政府より提出しましたるところの案に向ひましては、多く贊成する傾があるけれども、議員より提出したる所の案に向ひましては、左程の注意を拂はざるが如くに見受けらる丶のであります、故に政府が本案に贊成ならば、何故に本年政府より本案を提出しないのであるかと云ふことを反問致したいのでございました、之に對しまして、政府は本案に無論贊成であつて、提出をすべきであるが、內閣成立以來日尙ほ淺くして、調査に日を要するが爲めに、提出することが出來なかつたと云ふことを答へられたのであります、併ながら本案に對しましては、最前の答の通り十分に贊成をするのであるから、應分の力を致すことを措ざるが如くの答辯がありましたのでございます、もう一つは此未成年者の中には、學生が一番多いのである、中學の學生と云ふ位の者が一番多いのであるが、此學生の飲酒するとせざるとは、之を敎へる所の敎員、又は之を率ゐる所の學校職員の飲酒するとせざるとに依つて、非常な結果を及ぼすのである然るに今日の是等の學生を率ゐる所の敎員若くは職員にして、飲酒する者は甚だ多いやうである、政府は之に對して、何等の考は無いかと云ふことを問ひましたのでございました、政府委員は之に答へまして、今日までと雖も、相當の訓令は發して居るのである、併し本案が通過致しまして法律となりましたことならば、尙ほ是以上に相當の時機に於て、訓令を發する積りであると云ふことを答へられたのでございました、斯の如く委員と政府委員との間に愼重なる所の應答を重ねまして、滿場一致を以て可決致しましたのでございます、此段御報告に及びます。

〔拍手起る〕

○副議長（濱田國松君）　贊成演說の通告があります高見之通君。

〔高見之通君登壇〕

〔拍手起る〕

○高見之通君　諸君、私は此本案に就きましては、衷心より贊成を表する一人であります、理由二三點を開陳致しまして、諸君の淸聽を煩したいと思ひます、第一に本案は最も現代の時勢に適合して居る案であると信じます、此本案が一度成立して法律となりましたならば、國の信用を高めるであらうと信じます、元來此我が日本の國に對しては種々の批評がございまするが、要するに日本は、國內の充實に向つて全力を振つて居りまする時に於ては、屢々對外發展の爲めに努力することを忘れる、又對外的の發展をして居る時には、國內の大切なものを犧牲に供することも屢々意としない、一方に傾く弊がある、併し幸ひ過去三十年の間、日本は對外發展の爲めに多大の努力を致しましたが、幾多の國難に際會しまして、多大の成功を博し、其結果日本は五大列强の一にまで濟付たのであります、去りながら一度歐洲大戰が結末を見まするとふと、對外的の外交問題若くは國防に關する問題は、幾許か粗略にさる丶の傾があり、而して國內の充實を圖ると云ふ點に向つて、總ての注意が集中されて居るやうな傾がありま す、第四十一議會に於きましても、或は選擧法の問題の如き、食糧調節に關する問題の如き、又は敎育に關する問題の如き、其一例であると思はれます、故に吾々政治に志す者は、苟も其問題が國內の充實に大に資するものであつて相當國の信用を對外的に發展する傾があるならば、直ちに採つて以て之を利用しなくてはならぬと思ふので有ます、諸君、現在は少くも禁酒と云ふ事は、歐洲戰爭が開かれて以來特に一つの風潮である所謂大勢であると思はれるのであります、此大勢か斯の如き狀態であるのに若し日本は未成年者の禁酒案だけの克己心を[illegible]ふ事が出來ないとしたならば現に全國の禁酒をやつて居る米國其他の有力なる識者から、未だ日本は克己自制に目が醒めない國であると嗤はれるだらうと思ひます（拍手する者あり）若夫れ此案の採用して、法律として成立つたならば寔に日本は對外的に於て多大の成功を博して居るのみならず、國內に於て克己自制と云ふことも進んだ考をして來た、目が開いて來たと云ふ、一種の日本の國の對外的の何をするにも便利を得ると云ふ國の信用を揚げると私は信ずるのであります、是が私の本案を、特に法律として成立させたいと云ふ第一點であります、第二點は、此本案は屢々貴族院抔に於て議論となつて居るのは、取締が困難である、それ故に此法の威力と云ふものが無くなるのである、故に之を法とすることは困難であると云ふ議論は、屢々唱へらる丶のであります、併し法は必ずしも形式的の威力のみを尊ぶ譯には往きませぬ、現代の學說は段々變化しまして、形式的の威力の外に、實質的の効力其ものを尊ぶやうになつて來たのであります、然らば實質上の効力と云ふものは、此の未成年者禁酒法に於てはどう云ふ工合に解釋すべきか、即ち未成年者禁酒法案に關する國民の了解如何にあると私は思ふのであります、私は日本の一般國民は、此法案を能く了解することが出來る可能性を持つて居ると信ずるのであります、日本の國が建國以來種々の外來の宗敎及思想、或は主義が移入されて來たのであります、而して日本の國の根本の基礎は少しも動搖して居ないと云ふは、何に基くかと云へば、日本國民の一種の特性と云ふものが然らしむる所以であると私は考へます、日本國民の特性と云ふものは何であるか、即ち其長を取り短を捨つると云ふことであると私は信じます、例へば彼の儒敎の中にも書經の如き我か日本の國には適せぬ所がありますけれども、儒敎を採つて、尊き部分を吾々の風俗習慣敎化の最大の手本として居るのであります、之を佛敎に見ましても、亦耶蘇敎に見ましても、斯樣に信ずるのであります、其總ての主義總ての宗敎には、其國の風俗と適せぬものがありますけれども、日本は一度其風儀に會し、一日其宗敎に出會つたならば、其長所を取り其短所を捨て、

益々日本の文化に資すると云ふ日本國民の特性があると私は思ひます、最近に於きましても日本は軍國主義と資本主義と云ふ二大潮流の上に立つたのである、去りながら日本は軍國主義の本領でありました彼の獨逸に、一切の軍制を眞似て居りましたけれども、而も日本は彼等の本領たる主義の奥に隱してある所の領土擴張主義と云ふものは、嘗て日本は眞似たことはなかつたのである、劍を取つて屢々立つても、總て之は東洋の平和と云ふことを基礎にし中心にして來たのであります、今や軍國主義は倒れて、民主主義及資本主義との間に日本が立つて居ると同じことであると私は信じます、斯樣にして日本は外來の思潮の短を捨て長を取ると云ふ特質を持つて居るのであります、此未成年者の問題に付きましても此日本國民の假に之を對外的外交の思想なりと致しましても、尙ほ其最も良き所を取り最も惡い所を捨てると云ふ日本國民の特性が、能く此法案を咀嚼し翫味し、此法としての十分の實際上の價値を擧げることを得ると信じます（拍手起る）それ故過般政府委員の答辯の中に於きまして、川村警保局長は言はれるには、假に此法律が未成年者法が成立つた上に於ても、例へば嘗むるが如くやる所の結婚式の盃の如き、其場合にまで此法で取締ると云ふほどの考は持つて居らぬ、斯樣に明言されて居りまするが、法の威力を徹底的にやると云ふことでありましたならば、其點まで進まねばなりますまいけれども、日本の國の政治の局に當る者が、又此法律の下に服從して行く者も、此法律を實質的に解釋するだけの國民の力は上下共にあると私は信ずるのであります、必ずしも未成年者の禁酒法であるからと言つて、此法を以て提燈翳して暗闇を捜すが如くすることはありませぬ、床に懸けたる鏡の如く、各人が其處に向つて威儀を正して梳ると云ふ一種の時代道德の鏡としても、私は此法の價値があると信ずるのであります（拍手起り「ひや／＼」と呼ぶ者あり）第三は、先程委員長からも御話がありましたが、具體的の事例を提げて此法律の特に今日必要なる事を申上げて見たいと思ひます、現代の中學の學生は約十五萬人居ります、之に相如く所の商業學校の生徒は三萬五千詰まり二十萬の今日中學程度の學生があります、是は日本の將來を雙肩に擔つて立つべき學生である、之に對して酒に關する文部省の方針はどうかと申しますと云ふと、明治四十二年に文部省の訓令が出て居るのであります、其訓令の意味は酒は兎に角學生に飲ませるべきものではない、去りながら學校に於て酒を飲むと云ふことは殆ど無いが、家庭に於て屢々學生は酒を飲むから、一般に此酒に關しては家庭と學校と相俟つて、此實績を擧げるやうにと云ふ訓令が一つ出て居るのみであります、併し私は今家庭の話を此處に持出すことを必要と致しませぬ、現に今日各中學には一「クラス」會と云ふ級の會もあります、又卒業生の送別會と云ふものもある、地方へ參りますと云ふと各郡々々から學生が出て居りますから、郡の同鄕會と云ふやうなのもあり、色々な會があるのであります、此會は時には學校の講堂內に於て茶話會を以て終ることもありますが、又時には何處かの料理屋で酒を飲むと云ふこともある、澤山の學生が集りますと云ふと、其處の女中許りでは辨じませぬから藝妓抔を呼んで、それで漸次酒に親しんで行くと云ふこともあります、所が今日中學校の事に關する所の一般の監督は、御存じの通り一切各府縣に委せてありまするから、其の府縣の監督の理事者の考に依つて酒を飲むべからずと云ふ考を立てる人があれば、寛大に取扱つて宜しいと云ふ人もあり少しは飲んでも宜いと云ふ考の理事者もあるのであります、何が故に文部省は之を統一しないのであるかと云ふと、どうも今日中學校は各府縣でやつて居るのでありますから、文部省の一個の意見にも行兼ねると云ふのである、そこで甲中學校は酒を許し、乙中學校は酒を許さぬ、又甲の校長は之を許し、乙の校長は之を許さぬと云ふことがある、而して尙此問題に付て可笑しい事の出て來ると云ふのは、中學時代に於て全然酒を飲ませないので、それが高等學校へ入つて酒を少し飲むと云ふやうな工合に、年が取ると段々酒に親むと云ふことであれば宜いけれども、中學校は各府縣で監督して居ります故に、中學校では或者は飲み、或者は校長と一緒に送別會でやる、此風儀を受けてさうして文部省の直轄を受けて居る所の高等學校へ入學するのであります、さうすると或る高等學校の校長の如きは絕對に酒は許さぬと來る、中學に於ては酒を飲ませない、或は高等學校から大學に入つて漸次酒を飲み習ふことはまだ宜いけれども、中學に於て飲んで居つて、高等學校に入つて飲めないと來ますと、一旦付けた所の風儀の習慣は、容易に學校校長の制止だけではいかぬのであります、さうしますと下宿屋でも飲むことが出來ても、學校では無論出來ない、有ゆる會で飲むことが出來ない、其惡風は竊に祕密にやると云ふことになり、其爲めに折角高等學校の二三の校長が特に嚴重の方法でやつても、結局はそれが却て惡いと云ふことが屢々あります、現に其等の實例は私共幾つも知つて居るのであります、斯う云ふ如何にも矛盾な如何にも可笑しい詰まり結果と云ふものが何が故かと云ふと、總て統一が今日不可能であるからであります、若し之に未成年者禁酒が一度法律として成立つたならば、如何なる府縣でも、如何なる學校校長でも、總て是に於て總つて一になるのであります、之を此儘にして置きますると、今申上げました通り如何にも矛盾があり、如何にも不統一の爲めに、學校の風儀と云ふものが非常に益々紊れて來ると云ふことは、吾々は憂ふるのみならず、實に今申上げた狀態になるのであります、それ故過般委員會に於きましては、文部省の當局の人は、此法律が是非成立つことを希望する、若し此法律が成立つたと致しますれば、文部省に於ても相當の訓令を出し、此法の實行が十分に行屆くやうにしたいものであると云ふ文部省の熱烈なる希望及贊成もありました、一方に於て此法案が世界的に今申上げた國力の信用の上に多大の意味を爲し、又國民は實質的に此法案を上下を通じて咀嚼翫味して、實質的の效力を發揮せしむる價値あるのみならず、現實極く研究狀態の上に立つて、教育上の諸般の取締を統一すべき必要なる標準として、價値の上から見ましても、此法案は一刻も速に世の中に有效ならしむることを私は特に諸君に申上げて、御贊同あらんことを幾重にも懇請する次第であります（拍手起る）

○副議長（濱田國松君） 本案第二讀會を開くや否やを議題と致します。

○前田米藏君 二讀會を開くことに異議ありませぬ

○副議長（濱田國松君） 二讀會を開くに異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田國松君） 御異議がなければ第二讀會を開くことに決しました。

○前田米藏君 直ちに本案二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定せられんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○副議長（濱田國松君） 前田君の動議の通り御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○副議長（濱田國松君） 御異議がなければ直ちに二讀會を開きます。

未成年者飲酒取締法案（根本正君外三名提出） 第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田國松君） 御異議が無ければ三讀會を省略して、本案は委員長報告通り可決確定せられました、日程第十一、第十二、第十三は、同一委員に付託した議案であります、一括して議題と爲すことに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○副議長（濱田國松君） 御異議がなければ日程第十一、四國循環鐵道建設に關する建議案、第十二、四國循環鐵道建設に關する建議案、第十三、四國鐵道循環線敷設に關する建議案、此三案を一括して議題と致します。

第十一 四國海岸循環鐵道建設に關する建議案（小西和君外一名提出）（委員長報告）

第十二 四國循環鐵道建設に關する建議案（林毅陸君外四名提出）（委員長報告）

第十三 四國鐵道循環線敷設に關する建議案（高島兵吉君外一名提出）（委員長報告）

○副議長（濱田國松君） 委員長の報告を求めます、林毅陸君。

〔拍手起る〕

〔林毅陸君登壇〕

○林毅陸君 此三つの建議案は、大體趣旨を同じうするものであります、それで委員會に於きましては武市彰一君の發議に基きまして、林其他四名より提出致しました案を土臺と致して、此三つの案を一つに纏めるやうに修正案を作つたら宜からうと云ふことになりまして、小委員會に於て修正案を作り、唯今玆に御報告致したやうな形と致したのであります故に香川縣下高松市より白鳥本町及び德島縣撫養町

を經て德島市に至る線、愛媛縣下松山市より大洲町を經て宇和島町に至る線、德島縣下小松島町より日和佐町及牟岐町を經て高知縣下後免町に至る線、高知縣下須崎町より中村町を經て愛媛縣下宇和島町に到る線、此四線を新たに建設致しまして、既設の鐵道茲に既定の鐵道と相俟つて、四國の循環鐵道を完成することは甚だ必要であるが故に、政府は其四線の緩急を圖つて、速に適當の案を確立し、大正九年度より順次建設に著手せられんことを望む、斯う云ふのでございます、此四國循環鐵道に付きましては委員會に於きましても政府の委員と質問應答を重ねたのでありまするが、政府に於きましても、大に此提出者の希望に同感を表せられまして、政府に於ても其必要を十分認めて居る、又政府に於ても、成べく早く著手したいと云ふ考を持つて居る、斯う云ふことを言明せられて居るのであります、既に政府も大體さう云ふ御贊成でありまする以上は、此建議の趣旨の徹底は必ず期して待ち得ると思ふのでありますが、大體四國には唯今現在に於きまして、既設線及既定線を併せて、約二百五十五哩の線路があるのであります、先日本議場で通過致しました琴平・池田を經て山田に至ります線是れなぞを含みまして二百五十五哩になる、今新に循環線を造ると致しますると今茲に建議案に於て含まれて居ります線路を合しますとそれが丁度二百九十八哩八分になるのであります、約三百哩であります、是だけの線路を造りますれば、非常に四國の産業開發上、其他色々の點に於きまして有益となるのでございます、政府委員も他の地方に於ける鐵道と比較して見ますれば、四國に於て約三百哩位の鐵道が出來て、さうして此循環の目的を完うするやうになると云ふことは、甚だ無理の註文でない、斯う云ふ大に同情を表されて居る程であります、又各線の部分に就きまして御參考の爲めに申上げて置きますが、高松より――志度より德島に至る鐵道が政府の調に依りますと、鐵道純益が三朱三厘六毛、小松島より後免に至る間の其鐵道純益が六厘八毛、松山より高知縣須崎の線を一つに纏めて見ますると一朱、又鐵道利用者の利益、是は大變重要の箇條でありますが、鐵道利用者の利益が德島、志度間に於て二割三分、小松島、後免間に於ては四朱二厘、松山、須崎間が七朱九厘、又資本に對する收益を見ますると、德島、志度間が二割六分五厘、小松島、後免間が四朱七厘、松山須崎間が九朱、斯う云ふことになつて居る、但し是は明治四十五年頃の調査であるから、多少今日に於ては數字が違ふであらうけれども、大體に於て之に依て了解が出來ると云ふ、政府委員の說明であつたのであります、勿論此中愛媛縣の松山より宇和島に至ると云ふ部分に、大に必要でもあるし又有利な線でありまして、之を一括して松山より高知縣須崎に至るものとして割出された算盤から見ますると云ふと、實は松山より宇和島に至る部分が、甚だ不利益な算盤になつて居るのであります、是は勿論認めて置かなければならぬ事と思ひます、大體さう云ふ割合で利益の有りまする線でありまして、政府に於ても成べく早く著手したいと云ふ考を持つて居るのであります、委員の間に於きましては、無論何れの線を先にし後にすると云ふことは、强て言ふ譯ではない、唯々大體の希望と致しては高松、德島間は地理上經濟上より、成べく先に著手して御貰申したいものであると云ふ、斯う云ふ事は委員諸君の間に於て一致せる意見であつたと云ふことを、私は爰に報告して差支ないと思ふのであります、さう云ふ次第でございますから、願くば諸君に於かれましても、直ちに御贊同下されまして、此建議案の末文にありまする通り、大正九年度より順次著手されるやうに致したいと思ふのであります、勿論成べく多くの場處に於きまして、著手の出來ることを望むのでありますけれども色々國庫の都合もありませう――財政の都合もございませうから、緩急を圖つて順次著手して貰ひたいと云ふ、極めて穩當なる――穩健なる建議案であるのであります、宜しく御贊成を願ひます。

○岩崎勳君　日程第十一乃至第十三に至る三案を倂合して一案と爲し、委員長報告通り即ち委員會の修正議決の通り可決せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ岩崎君の動議の如く日程第十一、第十二、第十三は委員長報告通り、即ち委員會に於て修正通り本建議を採用することに可決します、日程第十四、野岩羽鐵道速成に關する建議案、委員長の報告を求めます、戸狩權之助君。

第十四　野岩羽鐵道速成に關する建議案（八田宗吉君外六名提出）（委員長報告）

〔戸狩權之助君登壇〕

〔拍手起る〕

○戸狩權之助君　野岩羽鐵道速成に關する建議案は委員會を三四回開きまして、而して本建議案は、四十議會に於きましても滿場一致を以て、本會で決定致した問題であります、尙ほ必要なる線路でありまするから、政府に向つて第一に政府の所信を聽くと云ふのが、委員一同の希望であつたのであります、所が政府に於きましては、本線路は二十五六年頃から、今市若くは會津地方の有志諸君が、非常な熱誠なる希望の線路であつて、又刻下有益なる線路である、それが故に財政の許す限り、一日も早く著手すると云ふ、政府の答辯を確的に得たのであります、吾々委員も其政府の答辯には一同滿足致しました、但し此線路に付きましては、田村君から今市で此線路を止めては甚だ遺憾であるから、鹿沼、栃木を經て古河に至ることにしたいと云ふ意見がありました又高田君からは、今市を起點としないで氏家邊から東北線に連絡した方が宜いと云ふ御議論もありましたが、此線路に就ては、政府に於きましても著手するまでには十分調査をして、之を決定すると云ふことであつたのであります、委員會は滿場一致可決致しましたから、宜しく諸君の御贊同を願ひます（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は委員長報告通り、可決せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ本案は委員長報告の通り可決致しました、是にて日程は終りました。次會の日程は公報を以て御通知致します、今日は是にて散會。

午後四時七分散會

○大正八年三月五日（水曜日）

午後一時十六分開議

議事日程　第十九號

第一　地租條例中改正法律案（田中隆三君外二名提出）　**第一讀會**

第二　耕地整理法中改正法律案（田中隆三君外二名提出）　**第一讀會**

第三　市制中改正法律案（下岡忠治君外四名提出）　**第一讀會**

第四　町村制中改正法律案（下岡忠治君外四名提出）　**第一讀會**

第五　府縣制中改正法律案（下岡忠治君外四名提出）　**第一讀會**

第六　郡制中改正法律案（下岡忠治君外四名提出）　**第一讀會**

第七　水産銀行設立に關する建議案（鵜澤宇八君外二名提出）

第八　延松鐵道速成に關する建議案（長峰與一君外三名提出）

第九　能代、五所川原間鐵道建設に關する建議案（工藤卓爾君外四名提出）

第十　鶴岡、大泉間國有輕便鐵道敷設に關する建議案（熊谷直太君外五名提出）

第十一　新見、庄原間輕便鐵道建設に關する建議案（湯淺凡平君外二名提出）

第十二　松本鐵道建設に關する建議案（高島順作君外五名提出）（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一昨四日議員より提出せられたる議案左の如し

沖繩縣に於ける「マラリヤ」豫防撲滅に關する建議案

提出者　我如古樂一郎君　生田和平君
金杉英五郎君　伊東重君
護得久朝惟君

外客の招致及待遇に關する建議案

提出者　小西和君

名勝舊跡其の他著しき事歴ある樹石並特殊の植物保存及利用に關する建議案

提出者　小西和君

帝國博物館完成に關する建議案

提出者　柏原文太郎君　大口喜六君

一今五日議員より提出せられたる議案左の如し

福井縣三國港築港に關する建議案

提出者 熊谷五右衞門君 柳原九兵衞君
松井文太郎君 横井藤四郎君
今村 七平君

衞生博覽會開設に關する建議案

提出者 伊東 重君 八木 逸郎君
齋藤 壽雄君 土屋清三郎君
秋山 金也君 齋藤 紀一君
土谷 全次君

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に掲載す〕

昨四日辭任したる常任委員左の如し

第四部選出決算委員 中野 寅次郎君

一昨四日水產講習所內に淡水科特設に關する建議案委員井上敬之助君辭任に付其補闕として廣瀨鎭之君を議長に於て選定せり

一今五日耕地整理法中改正法律案委員工藤善助君辭任に付其補闕として廣瀨鎭之君を議長に於て選定せり

一昨四日衆議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の如く變更せり

二六四 黑須龍太郎君
二八七 大谷 高寛君

一今五日委員長及理事互選の結果左の如し

私立學校用地免租に關する法律案委員
委員長 林 毅陸君
理事 松井 文太郎君

耕地整理法中改正法律案委員
委員長 中倉 萬次郎君
理事 高岡 唯一郎君
中川 幸太郎君
飯田 精一君

大正六年度豫備金支出の件(承諾を求むる件)外六件委員
委員長 鵜澤 總明君
理事 鈴木 錠藏君
野口 孝治君
小川 鄕太郎君

○議長(大岡育造君) 是より會議を開き、諸問事項かあります、左の議員より請暇の申出があります、母重患の爲め今五日より向ふ十日間菊池良一君、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 異議なければ之を許可致します、第二部選出決算委員諏訪部正左衞門君、第八部選出決算委員村松恒一郎君、右何れも常任委員辭任の申出があります、許可するに御異議ありませぬか

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 異議なければ之を許可致します、其部の諸君は速に補闕選擧を行ひ、御屆あらんことを望みます、日程第一及第二の議案は、提出者同一なるに依り、一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 異議なければ一括議題と致します。

第一 地租條例中改正法律案(田中隆三君外二名提出) 第一讀會

第二 耕地整理法中改正法律案(田中隆三君外二名提出) 第一讀會

(本案は本卷八〇八頁貴族院議事中に掲載せるを以て再揭の煩を避く)

耕地整理法中左ノ通改正ス

第十四條第二項中「二十年以上三十年以內」ヲ「五十年」ニ、但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ開墾シタル土地ニシテ年期明ニ至リ工事完了セサルトキハ更ニ工事完了迄年期延長ヲ許可スルコトヲ得

第十四條ノ二中「五十年以內」ヲ「七十年」ニ、「十年以內」ヲ「三十年」ニ改メ但書ヲ削ル

第十五條中「九年」ヲ「三十年」ニ、第三號中「十年目」ヲ「三十一年目」ニ改ム

第十六條中「九年」ヲ「三十年」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前第十四條及第十四條ノ二ノ規定ニ依ル許可アリタル土地ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

○小田切磐太郎君 水產講習所內に淡水科特設に關する建議案の委員會を閉會致しますから、御許可を乞ひます。

○議長(大岡育造君) 許可致します。

○小田切磐太郎君 委員諸君の御集りを願ひます。

○小橋藻三衞君 日露語學校設置に關する建議案の委員會を開きますから、御許を乞ひたいと思ひます

○議長(大岡育造君) 許可致します。

○小橋藻三衞君 委員諸君は直ちに御參集を乞ひたいと思ひます。

○議長(大岡育造君) 提出者田中隆三君。

〔田中隆三君登壇〕

〔拍手起る〕

○田中隆三君 地租條例の改正、及耕地整理法の改正案を私共より提出致しましたが、其改正の要點は頗る簡單でございまして、要するに現在の法律に於ては、此土地に改良を加へまして、畑を田にするとか、原野を畑にするとか云ふ風に、改良に依つて生產額を增すやうに致しました其改良者に向つて、相當の年限の間、其出來た土地に對する租稅を免除するとか、或は當分それを徵收しないとか云ふやうな法律があるのであります、所が其法律を實施するに當りまして、大變に法律の範圍が廣くなつて居るのでありまするから、例へば二十年、或は三十年、甚しきは五十年、七十年と云ふ風に年限がありまして其出來た土地に對して、其法律の範圍內に於て、どれだけの免除猶豫期間を與へるかと云ふことに就ては、一々稅務署に願ひまして、さうして實地調査をして、地味が十分に成立したるや否やと云ふことに依つて決定することになつて居る、それは理論上洵に間然する所のない完全な法律がありまするけれども、是れが洵に煩雜でございまして、果して其地味が十分に成熟したるや否やと云ふことに就て、種々農民と稅務署との間に紛爭を惹起すると云ふやうな實況でもある、旁々斯う云ふ地味が成熟したるや否やと云ふやうな六ケ敷い事に依つて、年限を延すとか延さぬとか云ふやうな煩累のないやうに、いつその事現行法に於て與へられて居る一番長い年限まで總ての期限を延長すると云ふことに致しましたならば、唯今申上げるやうな官民相互の間に紛爭を惹起するやうなこともなし、又先日當議場に於て開墾助成法案を御通過になりましたが、今日我國の現狀に於て、開墾と云ふやうなことを大に獎勵しなければならぬ急に迫つて居るのでございますから、此法案の如く間接に開墾者を保護する所の規定、即ち年限を最長期まで引延してやると云ふことは、亦一の開墾獎勵策になる譯であります、是は新たなる法律と云ふのではない、寧ろ今日の法律の範圍內に於て、最も許して居る便宜を與へたい、斯う云ふのでありますから、是非皆さんの御贊成を願ひたうございます、數箇條に亘つて居りますけれども、要するに何れも地租條例と云ふ法律にある年限と、もう一つ明治三十四年法律第三十號と云ふ其年期を延長することに關する法律と、其兩方の法律と相待つて許されて居る最長年限にまで、此年限を引延さうと云ふのであります、それから其地租條例改正の結果、矢張自然耕地整理法に是等の法律を引用して、其等の法律に準じて、矢張同じやうな年限の規定があるので其等も矢張一方直せば、片方直さなければならぬことになる當然の關係でございます、尙ほ詳細の事は委員會等に於て詳しく申上げることに致します。

○岩崎勳君 日程第一、第二兩案を一括して、政府提出耕地整理法中改正法律案の委員と倂せて付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ動議の如く決します、日程第三、第四、第五、第六は、同一の提出者たるに依り、一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ一括議題と致します、提出者本田恒之君。

第三 市制中改正法律案(下岡忠治君外四名提出) 第一讀會

第四 町村制中改正法律案(下岡忠治君外四名提出) 第一讀會

市制中左ノ通改正ス

第九條第一項ヲ左ノ如ク改ム

帝國臣民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム年齡二十五年以上ノ男子二年以來市ノ住民ト爲リ其市ノ負擔ヲ分任スル者ハ其ノ市公民トス但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者、禁治產者、準禁治產者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

町村制中左ノ通改正ス

第七條第一項ヲ左ノ如ク改ム

帝國臣民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム年齡二十五年以上ノ男子二年以來町村ノ住民ト爲リ其ノ町村ノ負擔ヲ分任スル者ハ其ノ町村公民トス但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者禁治產者、準禁治產者及六年ノ懲役又ハ禁錮以

上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第五　府縣制中改正法律案（下岡忠治君外四名提出）　第一讀會

府縣制中左ノ通改正ス
第六條第一項ヲ左ノ如ク改ム
府縣內ノ市町村公民ニシテ市町村會議員ノ選擧權ヲ有シ且其ノ府縣內ニ於テ府縣稅ヲ分任スル者ハ府縣會議員ノ選擧權及被選擧權ヲ有ス
同條第二項及第五項ヲ削ル

第六　郡制中改正法律案（下岡忠治君外四名提出）　第一讀會

郡制中左ノ通改正ス
第六條第一項ヲ左ノ如ク改ム
郡內ノ町村公民ニシテ町村會議員ノ選擧權ヲ有スル者ハ郡會議員ノ選擧權及被選擧權ヲ有ス
同條第二項第三項及第五項ヲ削ル

〔本田恒之君登壇〕

〔拍手起る〕

○本田恒之君　町村制、市制、府縣制、郡制の改正案を提出いたしますに付て、其趣意を説明申上げまするが、要するに改正の趣旨は、此四案を通じて同一に歸しますから、一括して簡單に其要旨を申上げたいと思ひます、御承知の通り町村制は、町村の費用を分擔して、其上に直接國稅を納める者を以て市公民とすると云ふのが原則になつて居ります、此市公民は、選擧權及被選擧權を持つことになつて居ります、時代の進運は選擧權を擴張すると云ふことが今日殆ど我國に於きましても一般の輿論となつて居ります、現に衆議院議員選擧法改正案、各黨派及政府より出て居りまして、各々多少の内容は異にして居りまするけれども、選擧權を擴張すると云ふ點は程度こそあれ、其大體に於て一致して居る意見であります、斯樣に選擧權は國民一般に擴張を希望するのみならず、各政黨及政府に於ても、之に同意して居ると云ふ場合でございまして、必ず或る程度までは、本年は選擧權を擴張せらるるものと私共は考へます、然るに地方議會に於きましても、矢張從來の通りに存して置きまするのは、單り衆議院議員選擧法と權衡を失ふのみならず、甚だ要領を得ない點がございます、申上げるまでもなく、府縣會に致しましても、郡會に致しましても、若くは町村會に致しましても、其議しまする事柄は種々でございまするけれども、其重要なる事務と云ふのは、市町村若くは府縣の歳入歳出及決算を議すると云ふのが、殆ど其大部分を占めて居る、府縣の決算或は町村の歳入歳出決算を議すべき議員を選出するのに、直接國稅を納むる資格を要すると云ふやうな窮窟な制限を置くと云ふのは、甚だ徹底しない規定であると考へまするから、此直接國稅を納むべき制限か撤廢したいと云ふのが、此四案に通じて居りまする所の根本主義であります、即ち町村制に於きましては、町村の費用を分擔する者は町村公民と致します、假令一厘でも分擔さへすれば町村公民の資格を得させる、郡會に於きましても町村公民と云ふものは郡會議員の選擧權被選擧權を得させる、又縣に於ても、市町村の公民であつて、而して縣の費用――縣稅を負擔さへ致しますれば、其負擔額の如何を問はず、幾らでも縣稅の負擔と云ふことの分任者でさへありますれば、縣會議員の選擧權被選擧權を有たせると云ふのが此案の根本主義であります、是は衆議院議員選擧法の改正案と釣合ひましても、又根本主義から考へましても、現在の法律は此點に就ては甚だ適應しないと考へますから、斯樣に改正したいと云ふのが本案提出の根本主義であります、どうぞ皆さん御贊成を望みます。

○岩崎勳君　日程第三乃至第六を一括して、議長指名の九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ、九名の委員付託に決します。

○岩崎勳君　議事日程變更に關する緊急動議を提出いたします、即ち茲に結核豫防法案、及「トラホーム」豫防法案第一讀會の續き、一括して委員長の報告を求め、且つ其審議を進められんことを望みます

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ、日程を變更することに決りました、仍て結核豫防法案及「トラホーム」豫防法案を一括して委員長の報告を求めます、御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

結核豫防法案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

「トラホーム」豫防法案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　金杉英五郎君。

○八木逸郎君　議長。

○議長（大岡育造君）　八木君。

○八木逸郎君　本案の報告を受けまする場合に於きまして、本案に對する政府委員は一人も御出ましになつて居らぬ、政府委員の出席を求めて、然る後に御報告を得たいと思ひます。

○議長（大岡育造君）　唯今呼びにやつて居ります。

〔醫學博士金杉英五郎君登壇〕

○醫學博士金杉英五郎君　唯今議題と相成りました結核豫防法案、並に「トラホーム」豫防法案を一括して、委員會の經過並に結果を報告致します、委員會は三日に亘り質問應答討議のあらん限りを盡しまして、全會一致を以て可決確定いたしましたる次第であります、委員諸君の申しましたる大體に就て申上げますれば、結核病の如き國民保健上由々敷き疾患である、殖産興業、並に國防、教育、總てに對して大障碍のある所の疾病は、一日も早く是が撲滅の方針を講じなければならぬ、それに就ては完全なる法案を作ることが先づ第一の仕事である、當局は今日まで此法案を作らずして居つたことが、寧ろ緩慢でなかつたかと云ふやうなことを多くは言ひました、隨て此法案の内容に就きまして、一の修正もなく可決致したやうな次第でありまする、又「トラホーム」に付きましても同樣な次第であります、殊に「トラホーム」は我國民の對外的發達の上に非常な障碍のあると云ふことは、諸君の御存じの通りの次第でありまして、委員會に於きましては、異口同音に此事に就て御議論のありました次第でございます、譬へて申しますれば亞米利加に移民致しまするに付きましても、「トラホーム」を有する患者は亞米利加に上る事が出來ない、亞米利加に行く事が出來ないと云ふ事があります、對外的發展の上に非常なる障碍を來すと云ふ事は、皆樣既に御承知の通りであります此意味に於きまして、「トラホーム」豫防法案も總て先たちて必ずなければならぬ法案であると云ふことで、可決致しましたる次第であります、それに就て尚ほ一言申上げ置きたいことは、小山委員、土屋委員抔からの希望條件であります、小山君の希望條件と致しましては、此二法案共に衛生警察に關する爲めに、最も注意せなければならぬことは、人權の拘束、財産上の問題、是等の事に當局者は十分考慮されて、此法を完全に施行し得るやうにして貰いたいと云ふ希望であります、土屋君の希望は、此法を完全に施行する第一段として、市町村醫と云ふものを殖して、十分法の運用と云ふものを與へるやうに致したいと云ふ事と、もう一つは内務省其他に眼科醫を置きまして、之をして時々各地方を巡視せしむるやうにありたいと云ふことの希望であります、委員會は此兩君の希望を採用致しまして、政府委員に申達致しました所が、政府委員に於きましても、至極同感の事であるからして、是等には注意して運ぶやうにしやうと云ふことでありました、委員會の經過並に結果の大要斯の如き次第であります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　二讀會を開くや否やを議題と致します。

○岩崎勳君　二讀會を開くに異議ありませぬ。

○議長（大岡育造君）　結核豫防法から決を採りたいと思ひます、御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長　大岡育造君）　二讀會を開くことに決りました。

○岩崎勳君　直ちに結核豫防法の第二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ直ちに二讀會を開きます。

結核豫防法案（政府提出）　第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ、三讀會を省略して、可決確定したることを宣告いたします、「トラホーム」豫防法の二讀會を開くや否やを御諮りします。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ、二讀會を開

くに決します。

○岩崎勳君 直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定せられんことを望みます、

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(大岡育造君) 御異議なければ直ちに第二讀會を開きます。

トラホーム豫防法案(政府提出) 第二讀會(確定議)

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(大岡育造君) 御異議が無ければ三讀會は省略せられて、可決確定したることを宣告致します―日程第七、水産銀行設立に關する建議案を議題と致します―提出者鵜澤宇八君、

第七 水産銀行設立に關する建議案(鵜澤宇八君外二名提出)

水産銀行設立に關する建議

水産銀行を設立し漁業者の資金融通の途を開き漁業の發展を圖り豐富なる漁獲を得せしめ安價の漁類を市場に溢らしむるは食糧補足の捷徑なりと認む依て政府は速に水産銀行を設立せられむことを望む

右建議す

「鵜澤宇八君登壇」

○鵜澤宇八君 唯今議題に上りました水産銀行設立に關する建議案の趣旨を、簡單に一言申上げます、諸君、凡そ事業と資本とは、恰も車の兩輪の如く離るべからざるものであります、如何なる有利の事業がありましても、其資本が之に伴はなければ、其目的の成功は期せられないのであります、然るに我國に於きまして、農業者に次ぐべき國民の大多數が從事して居ります水産業者に對しまして、其資本機關が備つて居らぬので有ます、水産の振はざる原因は全く此に存するので有ます、國家の爲に甚だ遺憾に堪へないので有ます、尤も往年本院に於きまして此種の建議がございましたので當時政府は日本勸業銀行法、及農工銀行法の一部を改正致しまして水産業者にも貸付が出來るやうになつて居りますけれども事實にどうであるかと云へば、更に其効用が無いのであります、實効が現れて居りませぬ、それ故に私共には此處に純然たる水産銀行を設立致しまして、此水産業者に對する資本の途を講じたいと云ふのでございます、今日米價の騰貴は、國民生活問題と致しまして、物騒なる所の大問題となつて居ります、前寺内内閣は暴利令を發し、或は人民の自由權利にまで立入りまして、此米の低落を計つたのでありますけれども、更に其効果を見ることが出來ませぬで遂に内閣は瓦解したと云ふ始末であります、現内閣に至りましても是等米價の低落を期せんが爲めには或は關税の引下を行ひ、又外米の輸入を企て、色々手は盡して居るやうであるが、中々米は低落致しませぬ、尤も一週間以來稍々低落の兆候は呈して居るやうでありますけれども、昨日あたりは又上向の調子になつて居ります、前途如何でありませうか、下層社會に於きましては、生活問題と致して、極めて不安を懷きつゝあるのであります、私は此場合に於て、此米價――食糧の調節を圖るには、澤山の魚類を漁りまして、其魚類を安く市場に送つて、國民に米の代りに澤山魚を食はせることが、最良の方法であると斯う考へるのであります、我國は瑞穗國でありませう、併ながら其當時は多く魚類を以て食用に供したと思ひます、素盞鳴尊は海原を治められたとあります、美保の關に鎭座まします事代主命は、毎朝一番雞を聞いて出漁なさる、其漁獲した魚を以て其日々の食用に供されたと聞いて居ります、此美保の關には其當時より連綿として行はれて居る一事であります、或時雞が宵鳴をした、それで事代主命は一番雞が鳴いたと思つて漁に出掛けて、鮫に片足を食はれて跛となつたと云ふ事であります、さう云ふ事から其宵鳴の雞が惡かつたと云ふので、爾來雞を飼はなくなつた爲めに、何處でも雞は一羽も無ければ、雞卵も無い、如何に事代主命が漁業に御熱心であつて、御勵精遊ばされたかと云ふことが推察するに足るのであります、近くは北海道の「アイヌ」杯も確に魚ばかりで暮して居たと思ふ、現に樺太の北部に棲息して居る所の土人「オロチョン」「ギリヤーク」人の如き、樺太が我が領土とならぬ以前の如きは、確に米は食はなかつたのである、魚ばかり食つて居たのである、唯今でも魚のみを以て生活して居る者が澤山ある、同地方に居住して居る所の日本人の中に在りましても、冬期航海の不能の場合に於て、米に缺乏する時は、魚のみを以て全く二月や三月位暮して居ります、是に由つて見ますれば、魚のみを以て生活しても差支ないと思ひます、況や魚は國民の營養上缺くべからざる物である、而も天産物であり、無盡藏である、米麥作の如き天災地變の爲めに凶作の慮がないのであります、亞米利加合衆國に於て昨年七月中旬、恰も私が米國漫遊中でありました、其當時戰時食用の不足を補はんとして、魚を漁ることを奬勵し、又其魚を食ふことを頻りに勸めて居つた、米國の如き麪麭と肉食とを以て生活本位とせらるゝ國ですら既に然りであります、況や我國の如きは、此魚は副食物の第一と致しまして、國民一般に食慣れて親んで居るのであります、勸むるまでもなく此魚を十分に供給致しまする以上は、米食の代りに需要すると云ふことは、火を睹るよりも明な事であります、私は樺太にも内地にも漁業を經營して居る者であります、漁夫と云ふものゝ食料は大抵一日一升を要するのでありますが、此漁獲前はさうでありませぬが、漁獲後になりますと、魚を食ふ爲めに減ずるのであります、内地の魚の高い處では其割合に魚を食ふことが出來ませぬが、一合五勺位は違ふのであります、之を全國の國民五千萬の人に一合宛の割合を以て魚に依つて節することに致しますと、乳呑兒や三歳以下を除いて、約五千萬と致しまして計算をしまするると、驚く勿れ實に千八百二十五萬石と云ふ多額の米の節約が出來る計算であります、我國は現今七十萬人餘の人口の增加率を示して居るやうでありますが、此耕作地は果して能く此人口增加に伴ふ所の增加を爲すことが出來るや否や、又此産額が其人口の增加に伴ひ得るや否や、甚だ疑問たらざるを得ないのであります、國民が生活問題と致しまして憂慮せらるゝのも、蓋し偶然でないことであらうと思ひますのです、私は此國民の心配せらるゝ所の食糧問題を根本的に圓滿に解決致さんとするには、魚類を勸めると云ふことが、最も最良の捷徑であると考へるのであります、諸君、不思議な事には世の中の人文の發達に伴れまして、水の中に居る魚までが進歩したのであります、或は之に進歩でなく、退歩したと申す者があるか知れませぬが、兎に角悧巧になつたのであります、舊式の尋常の漁具では、中々漁獲が六ケ敷くなつたのであります、新智識も要すれば、又漁具の改良と云ふことも要するのであります、隨て非常なる多額の資本を要するのでございます、四面環海の我國でありますから、沿岸の廣い島々、數多い漁場の漁業主に十分なる資本を供給致したならば、此漁獲と云ふものは立所に增大しまして、非常なる安い魚を供給することが出來るのであります、今日の高い魚を食料に供すると云ふことは、到底望めないことであらうと思ひますけれども、それは需要供給等の關係でありまして、唯今申上げました通り、資本を充實致しました計畫を以てすれば、非常に安い所の、米に代用すべき魚を供給し得られるのでございます、一例を以て申上げますれば、彼の鑛山業の如きは、今より三十年前まではどうでありましたらうか、之を世間では山師と稱へて、一般の國民より、又資本家銀行家等より嫌忌され、指彈されたのであります、左れば資本を投ずる者が少なかつた爲めに、此鑛山業者は中途にして止め、又其目的を達することが出來なかつた者が多かつたのであります、併ながら此鑛山業たる、金、銀、銅を始めと致しまして、鐵、石炭、何れも國家の重要必需品であります、其産額と云ふものは國家の消長興亡にも關する重大の意義を有するものであります爲めに、政府に於きましても棄置くことが出來ませぬで、是が助成上日本興業銀行を作つて是等鑛業者に資本を供給する途を講ずることになりました爲めに、今日の盛運時に進んだのであります三井、三菱、久原、藤田、古河等の鑛山に於て利益を得たことも尠なからぬと思ふ、曩に危險視したる鑛山業の今日に至つたことは、全く政府の施設に依つて、斯の如き異常の變化的進歩を來した譯であります、で我國の金融界は、此水産業の智識の幼稚なる、其湯かなる爲めに、我が水産業の發展を見ることが出來なかつたのであります、充實なる資本を以て計畫する以上には、此水産業程確實なるものは無いのであります、爲に政府に於きましても速に水産銀行を設立して、水産を保護奬勵し、水産を旺盛ならしめて、一面には食糧の補足と爲し、又一面には海外貿易の資料たらしめんことを望むのであります諸君、此問題は私外二名の提出にはなつて居りますけれども、此實體は即ち我が各派の議員の仲間の組織して居る所の水産同志會に於きまして、滿場一致を以て可決の上本案を提出することになつたのでありますから、願くは諸君の御同意を得て通過されんことを切に希望する所以であります(拍手起る)

○岩崎勳君　本案は水產講習所內に淡水科特設に關する建議案外一件の建議案委員に、併せて付託されんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がありませぬければ、動議の如く決します

○岩崎勳君　日程第八に對して、延會の動議を提出致します。

○議長（大岡育造君）　提出者が見えました。

○岩崎勳君　然れば動議を取消します。

○議長（大岡育造君）　日程第八、延松鐵道速成に關する建議案、長峰與一君。

第八　延松鐵道速成に關する建議案（長峰與一君外三名提出）

延松鐵道速成に關する建議

宮崎縣下延岡より三田井を經て熊本縣下馬見原、濱町を過き松橋に於て九州本線に聯絡すへき鐵道を速に建設せられむことを望む

右建議す

〔長峰與一君登壇〕

○長峰與一君　極く簡單に說明を申上げまするが、本鐵道は宮崎縣下の延岡より三田井に至りまして、熊本縣下馬見原濱町を通じまして、松橋に於て九州の本線に合しまする鐵道であります、此沿線には官有並に民有林野數萬町步に亘りまして、此山林より產出致しまする堅木並に良材は、其質に於ても量に於ても全國著名なものであります、又此沿線に於ける鑛山業に於きましても、御承知の通り日平槇峰の銅鑛並に見立の錫鑛がありまして、其產額の大なることゝ其設備の完全なる點に於て、斯業界に著名な次第でございます、此產業を開發しまして、此產業を助長せんが爲めに、此地方有志は嘗て私設鐵道の經營をしたのでございますけれども、種々なる事情の爲めに未だ現實に至りませぬが、之を以ても此地方民が、此沿線に對する鐵道の必要を感じて居ると云ふことが明かであります、又一方熊本縣に於きましては、濱町に達して居ります私設鐵道を延長しまして、馬見原に達する鐵道を經營せんとしつゝあるのであります、之を以て見ても、此地方が營利線で既に成算があると云ふことを證して居るのであります、斯の如きことを綜合して考へますれば、當然此處には政府も考慮を廻らしまして、鐵道開通の必要の有ると云ふことは無論の事であらうと思ふのであります、で元來九州の東部並に中央部の、殊に宮崎縣地方に於きましては、生產の要素に於ては私が常に述べます通りに、他の地方よりも優れて居るのでありますが、併ながら中央政府の顧みる所が常に薄くありまして、恩澤に浴することが常に薄弱であると云ふ事は、縣民の大に遺憾に感じて居る次第であります、で今や日豐線の開通も近くなつて居りまして幾分滿足の意を表して居りますけれども、世運の隆盛と產業の發展は、まだ之を以て滿足するものでございませぬ、今や又鐵道は縱貫鐵道より橫斷線に移らんとしつゝある時代に於ては、特に是等の地方は政府の宜しく以て著眼して鐵道を敷設すべき場所であらうと思ふのであります、而して此線路は、啻に熊本宮崎の兩縣を接續しまする簡單なる線ではないのでありまして、地理上より見ても、鐵道の政策より見ても、九州の眞の中央橫斷線となるのであります、其鐵道の價値よりして、最も速に政府は建設の事に著手せられん事を希望して止まぬ次第でございますが、何卒滿場の諸君の御贊成を得て、此建議の趣旨を徹底したい考でございます（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ、議長指名九名の委員に付託するに決しました――日程第九、能代、五所川原間鐵道建設に關する建議案を議題と致します、提出者工藤卓爾君。

第九　能代、五所川原間鐵道建設に關する建議案（工藤卓爾君外四名提出）

能代、五所川原間鐵道建設に關する建議

一秋田縣下能代より青森縣下五所川原に至る鐵道

右線路は多く日本海海岸に沿ひ沿道海產、林產、鑛產に富み農產亦少からす羽越沿岸線と接續一貫して如上の開發に資するの極めて急なるを認む政府は速に調査して建設せられむことを望む

右建議す

〔工藤卓爾君登壇〕

〔拍手起る〕

○工藤卓爾君　本建議案の鐵道は、建議案に記載してありまするが如く秋田縣能代よりして、青森縣五所川原に達するの線路でございまして、即ち日本海に面して居る所の鐵道でございます、御承知の通り日本海に面して居る所の鐵道は、一定の系統がございまして、即ち山陰道の端より東北に走りまして、羽越の沿岸に連つて居るのでございます、故に此系統的の線路をして首尾一貫せしめんと致しますには宜しく青森縣に這入りまして、奥羽線の幹線と結着けなければならぬと云ふことになつて居るのでございます、所が今日の現狀は如何であるかと申しますれば、此日本海に向つて居る所の鐵道は、秋田縣能代に至つて盡きて居るのでございます、故に之を首尾一貫せしむる爲めに、其盡きて居る所の能代驛よりして、五所川原に達せしめんと欲するのでございまする、此五所川原と申しまする處は如何なる處であるかと申しますれば、奥羽線の幹線の川部驛と云ふ處よりして、日本海に向つて進行して居る所の私立會社の線路であります、斯の如く奥羽線の幹線より五所川原まで、日本海に向つて進行はして居りまするけれども、其五所川原よりして能代に至る間は七十七哩ありまして、此處には鐵道は斷絶して居るのでございます、故に此建議案に、此斷絶して居る所の五所川原よりして能代に達せしめましてさうして日本海に沿つて居る所の鐵道の系統線をして首尾一貫せしめたいと云ふ事が即ち此建議案の骨子となつて居るのでございます、以上は地形の上より論じました次第でありまするけれども、少し內容に立至つて觀察を致して見ますると、此能代より五所川原に達する所の七十七哩の間は、水產、林產、鑛產に富んで居る處でございまして、農產も亦尠からぬのであります、今日統計に現れて居る所を見まするると、其等の產額を合せまして、八百萬圓に達して居ると云ふことでございます、今日鐵道が開けませぬで、交通不便なる時に於いてすら、既に斯の如きでありまする以上は、今後鐵道を建設致しまして、其資源を開發致しまするに於ては、其生產力の擴大することの出來ると云ふことは、毫も疑を容れざる事實でございます、斯の如き次第でありまするに依つて、此箇處に鐵道を建設せられんことを希望すると云ふ事が、即ち此建議案の出てたる所以でございます、どうか滿場の諸君、幸に御贊成あらんことを希望致します（拍手する者あり）

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、八名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ動議の如く決します――日程第十、鶴岡、大泉間國有輕便鐵道敷設に關する建議案を議題と致します、提出者熊谷直太君。

第十　鶴岡、大泉間國有輕便鐵道敷設に關する建議案（熊谷直太君外五名提出）

鶴岡、大泉間國有輕便鐵道敷設に關する建議

一山形縣下鶴岡より大泉に至る輕便鐵道

右鐵道は產業の發展に資し交通機關の不備を補はむか爲急設の必要を認む政府は速に之を敷設せられむことを望む

右建議す

〔熊谷直太君登壇〕

〔拍手起る〕

○熊谷直太君　唯今議題となつて居りまする鶴岡、大泉間國有輕便鐵道敷設に關する建議案に就て、建議の趣旨を最も簡單に申上げて置きます、本鐵道は山形縣鶴岡町、即ち羽越沿岸線より分岐しまして、同縣の東田川郡山添村を經まして、同縣同郡大泉村の大鳥と云ふ處へ達しまする輕便鐵道であります、其哩數は殆ど二十餘哩でありますが、此間には大鳥鑛山日出鑛山と云ふやうな有名なる銅山が澤山あります、尚ほ其外朝日嶽の北には、近來調査する所に依りますと、非常なる鐵鑛を產して居ると云ふ事であります、其他此方面より年々產出する所の木材、薪炭、生絲、米、繭と云ふものが多額に產出するのであります、然るに此地方は非常なる邊鄙の場處でありまして、山嶽重疊致して居ります爲に、交通の便と云ふものが殆ど缺けて居りまして、是等の天惠を取つて以て此庄內地方に輸出することが出來ぬのであります、國家の不幸是より大なるものは無いのであります、若し此建議案にして幸に通過し、政府が輕便鐵道を敷設する曉には此線路が羽越沿岸線の營養線となることは疑を容れぬのであります、唯今長峰君から九州の一角、即ち延松鐵道に關しまして御

述になつた通り、兎角僻遠の地に於きましては、交通不便の爲めに、折角の天產物と云ふものも其儘に致しまして、國家の幸福と云ふものを進めることが出來ぬのは、此我が地方即ち庄內地方に於ても亦然りであります願くは滿場の諸君、此建議案の趣旨を御了解下されまして、滿場一致を以て御贊同あらんことを希望します。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長(大岡育造君)　御異議なければ動議の如く決しました、日程第十一、新見、庄原間輕便鐵道建設に關する建議案を議題と致します——提出者湯淺凡平君。

第十一　新見、庄原間輕便鐵道建設に關する建議案(湯淺凡平君外二名提出)

新見、庄原間輕便鐵道建設に關する建議

政府は速に岡山縣下苫田郡津山より阿哲郡新見に至る輕便鐵道線路を延長して廣島縣下比婆郡庄原に至る藝備鐵道聯絡線の建設に着手せられむことを望む

右建議す

［湯淺凡平君登壇］

○湯淺凡平君　此建議案は前の四十議會に於きまして、滿場一致の御贊成を得て通過致しました所の、岡山縣の新見より廣島縣の三次に至ります所の輕便鐵道を、政府に於て速に建設に着手して貰ひたいと云ふ趣旨の案でございます、唯々此中三次より庄原までは、私設線の藝備鐵道か、更に三次より線路を延長することに相成りました爲めに、是は近々起工することゝ思ひますので、更に庄原より新見に至る間の線路、多分三十餘哩に過ぎないものと思ひますが、此線路を成べく速に建設して貰ひたいと云ふの趣意に外ならぬのであります、此線路は申すまでもなく、山陰山陽の兩道に於て最も緊要なる所の地方を連絡致しまして、日本海と瀨戶內海とを連絡致しまする所の、最も重要なる線路であります、此中で既に政府に於ては、鳥取より倉吉に至る所の線路を延長致して、津山まで連絡されることになりました、此線路が出來ますると、鳥取より新見までは線路が通ずるのであります、而して一方には廣島より庄原までは、私設の藝備線が延長して參りますので其間が唯々僅か三十餘哩缺けて居ると云ふことの爲めに、地方人民は非常な不便を感ずるのみならず、鐵道本來の能力を發揮する上に於ても、甚しき不經濟と不便利があると云ふことは、申すまでもないのであります、此線路が完成致しましたが爲めに、是等の地方に於きまする所の產業、交通、人文發達の上に多大の貢獻をするものがあると云ふことは、既に前議會に於て說明致しましたる通りであります、而して輕便鐵道と申しまするものは、甚だ營業上不利益のものがありまするで、各處の私設或は官設の輕便鐵道の經濟を調べて見ましても、甚だ有利なものを見出することに苦むのでありますが、獨り此線路に於ける所の輕便鐵道線と申しまするものは、非常に利益を舉げて居る、既に本年の利益配當も九朱以上に上ると云ふやうな盛況を呈して居るのでありますから此線路を敷設すると云ふ事は、線路自身の經濟から申しましても、餘程多望なる所の線路であると云ふ事は申上げて差支ないのであります、而して岡山縣に於ては、獨に陰陽連絡線、即ち岡山を起點として鳥取縣米子に至ります官線が敷設されますことになりまして、引續いて智頭より新見に至る輕便線も敷設される、總て同じ地勢、同じ國民の狀態に居ります所の廣島縣に於ては、僅か縣が異つて居るが爲めに、一方には一時に左樣な澤山の鐵道が敷設されて居るに拘らず、廣島縣の側に於ては、更に是等の恩惠を政府より受けることが出來ないと云ふことは、甚だ廣島縣の人民に取つて羨望に堪へないと申すよりは、一面に於ては甚だ其不平等なる待遇に與らぬことを怨んで居るやうな有樣でございます、左樣な次第でありますから、何卒政府に於きましては、此建議案の趣旨を容れて、速に工事に著手されると云ふことにして貰ひたい、是が建議案の趣旨でございます、願くは前年通り、滿場一致の御贊成を得んことを希望する次第であります。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　御異議ありませぬか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長(大岡育造君)　御異議なければ、議長指名の九名委員に付託するに決しました、日程第十二、松本鐵道建設に關する建議案を議題と致します、委員長丸山嵯峨一郎君。

第十二　松本鐵道建設に關する建議案(高島順作君外五名提出)(委員長報告)

［丸山嵯峨一郎君登壇］

○丸山嵯峨一郎君　松本鐵道建設に關する建議案の委員會の結果を御報告申上げます、此鐵道に就きましては提出者の說明もありまして、長野縣松本からして、新潟縣糸魚川に通ずる線になります、此間に於て松本から大町と云ふ處まで既に輕便鐵道が出來て居ります、其大町からして糸魚川までは四十二哩許りの距離になつて居ります、政府委員の御意見を承りますると、此鐵道は一哩十一萬四千圓許の計算で凡そ四百七十萬二千圓許りで出來る、さうして其間に困難な場處と申しましても、斷續したる場處を計算すれば、二三哩しか無いと云ふやうなことで、尙ほ手廻り次第、此鐵道は必要と認めるに依つて豫算の範圍內に於て計畫を立つる、斯樣な御意見でありました、此案に就ては殊に委員諸君の大歡迎を受けて居りまして、其建議案の中、文字の上の修正があつたのみであります、其文字の修正は「政府ハ速ニ本鐵道敷設ノ計畫ヲ立テ」云々とある所を、其「速ニ」と云ふ文字は少し不徹底の文字であつて、又今年度に於て速にと云ふやうなことにも相成らぬ譯である既に前議會に於ては次年度からして計畫を立てるやうにと云ふ案が本院を通過して居るのでありますから、此「速ニ」と云ふ二字を除いて「政府ハ次年度ニ於テ必ズ本鐵道敷設ノ計畫ヲ立テ、以テ地方無限ノ富源ヲ開發シ國家經濟ノ發達ヲ圖ラレムコトヲ望ム」斯う云ふことに修正致しまして、其の他に於きましては、委員諸君が非常の御熱心を以て審査を爲した末に、滿場一致を以て可決されたのであります宜しく贊成せられんことを希望致します。

○岩崎勳君　本案は委員長報告通り、即ち委員會に於て修正議決の通り可決されんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　御異議はありませぬか。

［「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長(大岡育造君)　御異議が無ければ左樣することに決します、本日は是にて散會。

午後二時二十一分散會

○大正八年三月八日(土曜日)

午後一時十二分開議

議事日程　第二十號

第一　都市計畫法案(政府提出)　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　市街地建築物法案(政府提出)　第一讀會

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五　衆議院議員選擧法中改正法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第六　衆議院議員選擧法中改正法律案(高木益太郎君外三名提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第七　衆議院議員選擧法中改正法律案(武富時敏君外六名提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第八　煙草專賣法中改正法律案(小林源藏君外十六名提出)　第一讀會

第九　織物消費稅法中改正法律案(小林源藏君外十六名提出)　第一讀會

○議長(大岡育造君)　諸般の報告があります。

［原田書記官朗讀］

一去六日政府より提出せられたる議案左の如し

都市計畫法案

市街地建築物法案

一去五日議員より提出せられたる議案左の如し

煙草專賣法中改正法律案

提出者　小林源藏君	武藤金吉君
兒玉好熊君	長田桃藏君
原田佐之治君	高田耘平君
大津淳一郎君	高木正年君
森田茂君	大堀孝君
渡邊昭君	高松正道君
松井文太郎君	森本是一郎君
吉田中君	秋田清君
中川隣之助君	

織物消費稅法中改正法律案

提出者　小林源藏君	武藤金吉君
兒玉好熊君	長田桃藏君
原田佐之治君	高田耘平君
大津淳一郎君	高木正年君
森田茂君	大堀孝君
渡邊昭君	高松正道君
松井文太郎君	森本是一郎君

吉田　中君　秋田　清君
中川濚之輔君

家畜市場法中改正法律案
提出者　齋藤珪次君　高橋嘉太郎君
指田義雄君　工藤吉次君
佐藤喜八君　齋藤安雄君
石射文五郎君　小山田信藏君
熊谷直太君　工藤卓爾君
遠藤良吉君　八田宗吉君
阿部武智雄君　野村治三郎君

東京帝國大學醫科大學藥學科擴張に關する建議案
提出者　小林源藏君　大口喜六君
金杉英五郎君　土屋清三郎君

工業原料植物研究所設置に關する建議案
提出者　鵜澤總明君

大船渡、久慈間鐵道建設に關する建議案
提出者　高橋嘉太郎君　工藤吉次君
佐藤喜八君　小林源藏君
萩　亮君　中村啓次郎君

一昨七日議員より提出せられたる議案左の如し
鐵道統一に關する建議案
提出者　栢原文太郎君　鵜澤宇八君
關　和知君　津田毅一君
野村嘉六君

一去五日議員より提出せられたる質問主意書左の如し
宗教法制定に關する質問主意書
提出者　田中善立君

一去六日議員より提出せられたる質問主意書左の如し
勞働政策に關する再質問主意書
提出者　小山松壽君

一昨七日議員より提出せられたる質問主意書左の如し
清涼飲料水營業取締並内務省令改正に關する質問主意書
提出者　横山勝太郎君　三木武吉君
田中善立君　鈴木富士彌君
西伯利亞に關する質問主意書
提出者　加藤定吉君

一今八日議員より提出せられたる質問主意書左の如し
朝鮮事變に關する質問主意書
提出者　川崎克君

一去五日内閣總理大臣より議長宛左の通牒ありたる旨の通牒を受領せり
農商務省所管事務政府委員被仰付
農商務技師　橘川司亮

一昨七日貴族院に於て本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり
事業公債金特別會計法案（政府提出）
臨時國庫證券法中改正法律案（政府提出）
朝鮮事業公債法中改正法律案（政府提出）
臺灣事業公債法中改正法律案（政府提出）
造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する法律案（政府提出）
鐵道敷設法中改正法律案（政府提出）
北海道鐵道敷設法中改正法律案（政府提出）
北海道舊土人保護法中改正法律案（政府提出）

一去二月二十五日議決したる本院の決議に對し去六日左の電報を受領せり
譯文
余は深く閣下か日本衆議院を代表して表明せられたる感念を感荷し余の誠實なる謝辭を議會に傳へられんことを悃請す
巴黎千九百十九年三月四日午後八時十分
佛蘭西共和國内閣議長
チエ、クレマンソー
東京衆議院議長大岡育造閣下
〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に揭載す〕

一去五日常任委員補闕選擧の結果左の如し
第四部
決算委員　菅野傳右衞門君
（中野寅次郎君補闕）

一去五日辭任したる常任委員左の如し
第二部選出決算委員　諏訪部庄左衞門君
第八部選出決算委員　村松恒一郎君

一去六日常任委員補闕選擧の結果左の如し
第二部
決算委員　百瀨清治君
（諏訪部庄左衞門君補闕）
第八部
決算委員　中川幸太郎君（村松恒一郎君補闕）

一去五日私立學校用地免租に關する法律案委員有森新吉君辭任に付其の補闕として栢原文太郎君を、水產講習所内に淡水科特設に關する建議案委員唐端淸太郎君辭任に付其補闕として鵜澤宇八君を、大正六年度豫備金支出の件外六件（承諾を求むる件）委員川村精之君辭任に付其の補闕として高田耘平君を孰れも議長に於て選定せり

一去六日耕地整理法中改正法律案委員小鹽八郎右衞門君辭任に付其の補闕として堀尾茂助君を議長に於て選定せり

一昨七日財政整理に關する臨時調査機關設置の建議案委員井島義雄君辭任に付其の補闕として一宮房治郎君を、農務省新設に關する建議案委員上田彌兵衞君辭任に付其の補闕として堀尾茂助君を、延松鐵道速成に關する建議案委員井島義雄君辭任に付其の補闕として原田十衞君を孰れも議長に於て選定せり

一去六日委員長及理事互選の結果左の如し
市制中改正法律案外三件委員
委員長　小山田信藏君
理　事　野村嘉六君
延松鐵道速成に關する建議案委員
委員長　長峰與一君
理　事　松浦與三郎君
能代、五所川原間鐵道建設に關する建議案委員
委員長　池田龜治君
理　事　佐々木平次郎君
鶴岡、大泉間國有輕便鐵道敷設に關する建議案委員
委員長　熊谷直太君
理　事　關原彌里君
新見、庄原間輕便鐵道建設に關する建議案委員
委員長　福井三郎君
理　事　湯淺凡平君

○議長（大岡育造君）　是より會議を開きます、御諸り申す事があります、第六部選出豫算委員井島義雄君、右常任委員辭任の申出があります、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ之を許可致します、第六部の諸君には速に選擧を行ひ、御屆出あらんことを望みます、日程第一及第三に、便宜上一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ一括議題と致します、第一、都市計畫法案、第三、市街地建築物法案――床次内務大臣。

第一　都市計畫法案（政府提出）　第一讀會
都市計畫法
（本案は本卷八〇四頁貴族院議事中に揭載せるを以て再揭の煩を避く）
第三　市街地建築物法案（政府提出）　第一讀會
市街地建築物法
（本案は本卷八〇五頁貴族院議事中に揭載せるを以て再揭の煩を避く）
〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕
〔拍手起る〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　近時都市の膨脹は著しい現象でございます、東京市、大阪市は固よりのこと、其他の大都市に於きましても、市の區域内外に亘つて、膨脹發展の勢は殊に顯著なる狀況でございます、人口稠密になりまする結果は自ら都市の交通衞生、保安、經濟等に甚しく影響のあることは申すまでもございませぬ、之に對する相當なる都市計畫を立てゝ進みたいと云ふことは、何れの都市に於きましても、要望せられて居る所でございます、四十議會に於て兩院の協贊を得て、取敢へず東京市區改正條例中に一部の改正を加へられたのでありまして京都、大阪、其他内務大臣の指定する地にも、之を準用する途を開かれたのでありましたが、是では未だ十分でございませぬ、將來秩序ある健全なる發達を遂げしめると云ふのには十分でございませぬ、殊に市區改正條例に附屬しまする土地建物處分規則と云ふものは、三十年前の發布でありまして、不備の點も尠からず、當議會に於て問題になつたこともありまして、當時政府に於ては、適當の時機に於て改正を致したいと云ふことを言明致しましたこともございます、此法案の中の要點を申上げますれば、第一は都市の發達に應ずる地域設定に關する規定を致したことでございます、現行法では土木又は衞生に關する工事の設計を定めると云ふ途は開けてございますが、住居、商業、工業等の地域を設定すること

に付ては、何等の規定がございませぬ、目今是れ等のことは都市の状況よりして、必要なることゝ考へるのであります、尙ほ市街宅地の利用を計る上に於きまして、土地區劃の整理に關することは必要なることでございまするが、現在に於きましては是れ等に關する規定が無い爲めに、已むを得ず耕地整理法を適用致して居るのでありまするが、甚だ遺憾に感ずる點がございます、又現在の法律に於きましては都市計畫の實行上、此の收用に關する制度は不十分でございます、仍て之れを今日の時代に應ずる土地收用法を規定致した譯でございます、或は又道路に沿うて建築敷地等の利用を計る上に於て、建築地帶に關する收用の規定をも致しました、以上改正の重なる事柄でございますが、大體今日の市區改正條例を骨子として襲用――踏襲致してございます、右法案大體の說明でございます、此の市街地建築物法案は、都市計畫法案と相俟つて始めて都市計畫の實を擧げ得る次第でございます、此の法案に於きましては住居、商業、又は工業の地域を設定することに關する規定を致しました、尙は道路と建築との關係、建築物の高さ、若くは構造等に關する規定を致しました今日の時代に應じて都市の計畫を實行致したい積りであります、市區改正條例を發布せらるゝ際に當りましても政府當局に於きましては、同時に建築に關する制度をも立てたいと云ふ希望もあつた趣でありましたが、其の當時民度未だ進まざるものあり其の儘になつて居りましたが、爾來此の建築に關すること、或は屋上制限なり、若くは衞生上有害なる建築に對する取締等なる、斷片的に地方の警察令を以つて取締規則を設けてあります今日の實況でございますが、民度の進みまして、段々規模の宏大なる建築物の建築せらるゝ今日に當りましては、是等の取締規則のみを以つて十分なりと申すことは出來ませぬ、それ故に此の法案を設定致しまして、都市計畫法案と相俟つて、都市の改良事業の便利を圖りたい趣意でございます、宜しく御詮議を願ひます、尙ほ重大なる法案なるに拘らず、提出の期限の遲れました事に付ては、特に御斷りを申上げて置きます

「拍手する者あり」

○議長(大岡育造君)　高木益太郎君。

○高木益太郎君　政府に御尋がありますが、本案の大體は都市の交通、衞生、保安、經濟上の利益を增進する爲めに、御提案になつたことでございますから、吾々都市に關係を有する議員としては、頗る歡迎するのであります、併し二三簡單に御尋を致したい事がありますが、之に就て政府からの御答を望むのであります、第一は勅令でどの都市を改善すると云ふことを決めると書いてありますが、內務大臣の御考では、何れの都市を御指しになるのであるか、其中で一番早くどの都市を御著手になると云ふ御考であるか、大凡其勅令の內容、內務大臣の頭に描かれたる所の勅令の內容如何、何れの都市を指すのであるかと斯う云ふ事を伺ひたい、第二には、此法律の運用に依つて爲すべき改良工事と云ふものは、大凡、何億圓掛る御計畫であるか、少なくも私は東京に關係を、有つて居るのでありますから、東京市區改正條例を廢して此法律を實行すると云ふことに就て、東京市には改良の費用と云ふものは、內務大臣は何億圓使ふものと御考になつて居るのであるか、第三には、工事を何年間に完成なさる思召であるか第四には、此法案は內務省の方が起草せられたものと見えまして、交通、衞生、保安と云ふやうな內務行政に關する事柄は、中々能く御調査のやうでございます、併ながら兎に角東京の大都市を改造するには、何億圓の費用を要するのでありますから、其財源はどう云ふ工合に算盤を御採りになつて居るのであらうか、其財源は租稅で徵收するとか、或は、公共團體に於て公債を以て募集するとか、即ち經濟の方面、此改造を爲す資本金融の方面に就て、どう云ふ御計畫があるゝのであるか、是は一番東京市民が聽きたい所でありますから、此經濟方面の研究と云ふものも、一つ御調査を爲された所をば委しく伺ひたい、例へば私等の考に致しますと云ふと、幕府時代に於ては、有名な神社佛閣の建築資金には富籤を許して居つた、是は外の事に就ては射倖心を挑發する虞あるけれども、東京で例へば增上寺山門の建築をするとか、或は湯島の天神社を建築するとか云へば、其境內に於て富籤を許して、輙すく金を集める、所謂低利の資金を集めて、建築の費用に供したと云ふことでありますが、丁度獨逸の「フレデリック」大王が伯林の都市を建築するに就て、割增債券の募集を許した如く、東京にも或は割增債券の發行を御許しになる思召であるかどうであるか、例へば最近に於て勸業銀行が一千萬圓の割增債券を募ると云ふと、四分の利息で結局割增金を加へ、五分までで一千萬圓の募集が出來た、然るに此頃政府が三年の短期公債五千三百萬圓募集する爲めに、實際政府の支拂ふべき利子等は六分に當つて居る、民間の勸業銀行より政府の國債の方が高い利息を拂つて居る故に東京なり六大都市なりを改造すると云ふには、成べく廉い費用を以て其資本を得ると云ふことは必要だらうと思ふ、廉くやれば地主の負擔が輕くなる地主の負擔が輕くなれば借地人の負擔が輕くなる、借地人へ負擔が輕くなれば、借家人の負擔が輕くなることは疑ないのでありますから、斯の如く正しい方法に依つてやるのでありますからして、割增を許し、以て低利資金を注入すると云ふ爲めには、或は勸業銀行同樣に、割增債券の發行でも東京市に於て御許になる御考があるかどうか、それから又此勞働者の建物の建築をしてやると云ふことは、歐羅巴各國が國家としてやつて居る、是等は社會政策の上から、何れの國家と雖も、勞働者に向つて廉い費用で以て都市の生活の設備をやつて居る、政府は斯う云ふ點に就て、國家として經營する御考であるか、此東京市なり其他の都市の經營に付ては、國庫からどれだけの補助をするのでありますか、例へば日本全國から都市に集つて來る者が、全人口の十分の二以上になつて居つて、尙ほ益々人が集中する傾になつて居る、さうすれば都市問題は日本の玄關ばかりでない、是は實に國家問題であつて、段々人が田舍を離れ都會に來る、現在十分の二以上の人口が集つて居る、將來どれ位集るか分らぬ、それで都市の一局部問題と云ふよりは、寧ろ國家問題であつて、將來色々八ケ敷い問題が起るのであります、政府は勞働者の方面に就ては、十分なる補助金を出す御考であるか、或は又政府が直接國費を以て御遣りなさる御計畫でありますか、斯う云ふ點を吾々は市民の一人として伺ひたいのであります、其次に伺ひたいのは借地人、借家人の保護計畫はどうであるか、現在例へば東京で、下の地面の價格は十億圓である、上に在る建物、營業、住居權の評價は二十億圓以上ある其地上にはどの位の人口が居るかと云ふと、二百五十萬人以上居る、此地主が一萬五千人內外、一萬五千人の地主が暴利を貪れば――尤も中には正當の地主も澤山あるが、惡地主の誅求は、直ちに二百五十萬の人が戰々兢々として其堵に安んぜぬのであります、故に安心して東京市內に居住することが出來ない、凡そ他人の土地に於て、借地人が勞働と其資本を注入して立派な家屋を建築し、其の結果都市の美觀を添え、都市の衞生、交通を發達せしむるのであるから、政府は餘程借地人借家人を保護する計畫がなければならぬと思ひます、是はどう云ふやうな政策を政府は描かれて居らるゝか、內務大臣は豫て社會政策に就て、餘程御抱負があると云ふことでありますから、吾々は敬服に堪へぬのであります、是は東京市民に取つて重要なる案で、此計畫が確定せざれば、殆ど空中に樓閣を描くと同一である、故に今度の大計畫、永久の設備をすると云ふ以上は、矢張「フレデリック」大王が獨逸の伯林に非常なる計畫を立つたると同じやうに、床次內務大臣は、餘程此都市に同情を以てやらなければなりませぬ、其同情の程度はどの位で、其抱負は如何であるかと云ふことを伺ひたいのであります、それから最後に都市計畫委員の組織であります、大抵の事は行政命令で認めるやうでありますが、兎に角所有權は憲法上の保障のあるもので、今度の計畫と牴觸しないやうにせしむるには、此都市計畫委員會の勅令は、どう云ふ工合に御決めになりますか、其內容の大體を伺ひたい、吾々をして言はしむると、東京市の如きは、市會議員は存外東京の實情を知らない者があり、却て士著の恒産の有る區會議員の方が、東京の事情を知つて居ス　であるから此案の如く營業區であるとか工業區であるとか、住居區であるとか、區域を定めるに就ては、餘程都會の事情に精通した人が入らなければ、此適當の運用が出來ぬのであります、さうしないと非常に都會の經濟關係、營業關係、歷史關係を破壞する處がありますから、之に就てはどう云ふ組織を以つて御遣りになる御考であるか、即ち都市計畫委員會の組織の如何と云ふことを伺ひたいのであります。

○國務大臣(床次竹二郎君)　高木君に御答致しますが、勅令を以て之を指定する市と云ふものは、今の所ではどう云ふ考かと云ふ御尋は、此の法案の二十九條に「東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則ノ適用又ハ準用ヲ受クル市ハ第二條第一項ノ規定ニ依リ指定セラレタルモノト看做ス」唯今斯樣に承知を下されて宜しうございます、それから第二の(高木益太郎君「今六大都市ですな」と呼ふ)左

樣であります、都市計畫に關する豫算があるかと云ふことでありますが、それは取調べて居りませぬ、大體は法案に就て御覽下さる如く、先づ此都市でありますれば、現在東京は市區改正條例に依つて市區改正を致して居りますが、それに今日よりもより以上の便利の途を開きたいと云ふことに、承知を下されば宜しうございます、事業の計畫、順序、實行の順序等は、都市委員會に於て自然定むる譯であります、それから第三の財源のことに就きましては、現行市區改正條例に別段變更は加へて居りませぬ、新たなる考を有して居りませぬ、左樣に御承知を願ひます（高木益太郎君「何年間に完成する見込でありますか」と呼ぶ）それはそれ〳〵各都市に於て、都市計畫委員會が何れ組織されますから、是等の委員に於て十分審議を盡さるゝ積りであります、左樣にして決定する積りであります、それから勞働者の家屋問題、其他縷々御述になりました事は、私も至極御同感でありますが、此の案に就ては、直接其等の所まで考を及ぼして居りませぬ、何れさう云ふ問題は、追々調査を致さなければならぬと考へて居ります、第四委員會の組織、此委員會の組織も、專ら現在東京市區改正委員會と相異ならざる組織を致す積りであります、唯今御注意のありました、區に從事する人々にして、其必要なりと思ふ人は、總てを加ふることが出來る譯になつて居りますから、注意を致します（高木益太郎君「財源はどうですか」と呼ぶ）其事は考へて居りませぬ、自然他日必要がある時、更に考慮致します。

○議長（大岡育造君） 兩案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 唯今の日程第一及第三は、一括して委員に付託し、其委員は二十七名とし、議長指名にせられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ、岩崎君の動議の如く決定致します。

○岩崎勳君 議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に便宜上政府の同意を得て、日程第八及第九を一括して議題と爲し、簡單に提出者の御說明を求め、先づ其の審議を進められんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 御異議が無ければ――日程變更に政府は同意ですか。

○國務大臣（床次竹二郎君） 簡單の御說明でありますれば、同意致します。

○議長（大岡育造君） 條件附であります、簡單の御說明でありますれば、政府は同意すると云ふことであります。

第八 煙草專賣法中改正法律案（小林源藏君外十六名提出） 第一讀會

煙草專賣法中左ノ通改正ス

第二十條ノ二 政府ハ煙草耕作者ノ組織スル組合又ハ其ノ聯合組合ニ對シ專賣事務執行上必要ナル施設ヲ爲シ又ハ其ノ補助ヲ爲スコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ組合又ハ聯合組合ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍內ニ於テ交付金ヲ下付スルコトヲ得

附 則

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九 織物消費稅法中改正法律案（小林源藏君外十六名提出） 第一讀會

織物消費稅法中左ノ通改正ス

第二十二條 政府ハ織物ノ製造者又ハ販賣者ノ組織スル組合ニ對テ徵稅上必要ナル設備ヲ爲シ又ハ徵收事務ノ補助ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ組合ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ取扱ヒタル織物中消費稅ヲ賦課シタル織物ノ價額ノ千分一以內ノ金額ヲ交付スルコトヲ得

附 則

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○議長（大岡育造君） 小林源藏君。

〔小林源藏君登壇〕

〔拍手起り「簡單」と呼ぶ者あり〕

○小林源藏君 諸君、唯今議題に供せられました所の二つの法律案は、各派協同して提出致したので、而も其賛成者は、內閣員並に政府の役人たる所の議員を除いては、殆ど各派を通じて全部賛成せられて提出したる所の法案であります、隨て茲に殆ど說明を要さぬ位である、諸君の要求を俟たずして、簡單に說明して宜しいのでありますけれども、尙ほ數言の說明を爲さゞるべからざる所以のものは、近くは政府の賛成を求め、遠くは貴族院の諸公に愬へんと欲する意味であると申して宜しいのであります（笑聲起り「簡單々々」と呼ぶ者あり）曩に此二法案と殆ど同じき所の建議案を提出致しまして政府委員と反覆質問應答致しましたる結果に依りますと、織物組合が織物消費稅徵收上に於て多大の便宜を與へ、隨て多大の金を費して居り、葉煙草の耕作組合が、葉煙草收納上に於て、是亦諸般の手傳を爲して、其組合自身が政府の爲めに金を使つて居ると云ふことは、明白なる事實となつて居るのであります、而して政府は其事實を認めて居るからして、此議會に追加豫算を提出したいと思つて居るとも申したのでありまするが、退いて考へて見るに、事實は斯の如くになつて居るけれども、組合は政府の手傳を爲すことを拒むことも出來、又政府は交付金を與へることを拒むことも出來るのであります、是に於て其交付金の歲出をして、法律の結果に基く歲出たらしむると同時に、組合に對して政府が諸般の手傳を命ずることを得る權力を、政府に與へんと欲する所の此法律案であります（「分りました」と呼ぶ者あり）立憲的に此行爲を規定せんと欲する所の法律案でありますから、各派協同して、殆ど全會一致贊成せられた所以であると思ふのであります、其內容に就きましては、委員會に於て委しく政府と質問應答討議を重ねて宜しいと思ひますから、茲には說明致しませぬが（「ひや〳〵」と呼ぶ者あり）速に委員會に付議して、可決せられんことを切望して已まざるものであります、本日は最も重要なる選擧法改正案の上程されて居るにも拘らず、日程を變更して此法案說明の機會を與へられたることを、此に謹んで感謝致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君 兩案を一括して、議長指名を以て、特に十八名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議が無ければ、岩崎君の動議の如く決しました、是より日程第五、第六、第七を一括議題と爲し、委員長の報告を求める、御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議が無ければ委員長小川平吉君。

第五 衆議院議員選擧法中改正法律案（政府提出）第一讀會の續（委員長報告）

第六 衆議院議員選擧法中改正法律案（高木益太郎君外三名提出）第一讀會の續（委員長報告）

第七 衆議院議員選擧法中改正法律案（武富時敏君外六名提出）第一讀會の續（委員長報告）

〔小川平吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○小川平吉君 衆議院議員選擧法中改正法律案の委員會の經過並に結果を御報告致します、委員會は八回開會を致しました、殆ど每回一人の缺席者無く、非常なる勵精を以て愼重に此案に就て研究審議を盡されました、明治三十三年の選擧法改正案に於て六回十四時間を費し、明治四十年の選擧法改正案に就て四回十一時間半を費したに較べますれば、今回は實に八回三十六時間半と云ふ十分なる時間を費して、極めて愼重に審議を盡しました次第でございます、委員會に現れたる質問應答の趣意は後に通告が澤山ございますからして、後の御方より十分に精しく述べられる事であらうと思ひますから爰には極めて簡單に其要旨だけを御紹介申す事に止めやうと考へるのであります、第一、此普通選擧論者は、納稅の制限を全く撤廢をしたい、是は世界の大勢にも從ひ、日本の現狀並に將來に照して、今日の財政上の制限は不必要であると云ふ趣意を以て、質問討論をせられました、之に對する制限必要論者は、今日の日本の現狀に照して、財產上の制限を置く必要が有る、歐羅巴諸國の歷史を見ても、普通選擧に至るまでには、幾多の年月と階級とを經て、然る後に漸く到達したのである、今日日本の現狀は、恒產ある者は恒心あり、且又相當の智識資格をも具へて居るのであるからして、矢張財產上の制限を置くのは、今日の現狀に於て、最も相當であると云ふ趣意でござ

います、又國民黨並に憲政會の財産上の制限を、直接國税二圓に低下する所の論者の主張は、選擧權は益々擴張することを必要とする、併ながら普通選擧に達するのは餘りに急激であるが、今日の場合に於ては、出來得るだけ此制限を低下する必要よりして二圓まで下げると云ふ論でありました、政府の方の主張は、今日の場合は府縣會議員の選擧資格も、直接國税三圓以上を納むる者に與へて居る、急激に之を飛越えて二圓にまで下げると云ふことは、餘りに穩當でない、乃ち三圓を以て相當とする、斯う云ふ趣意でありました、又智識階級――之に選擧權を與へると云ふ主張がありました、之に就きましては、中學卒業以上の者、若くは是と同等以上の學力有りと檢定せられたる者に選擧權を與へるのが相當である、殊に是等の者に選擧權を與へる結果として、選擧界の弊害を革正することが出來る、又是等の者は都市に多くして郡部には割合に少ないのであるからして、今日の法律に依て、都會には選擧權者が比較的少く、郡部には比較的多い、此偏輕偏重に向つて緩和をする利益が在る、斯様な主張でありまする、之に對する政府の主張の概要は、成程智識階級に選擧權を與ふると云ふことは、一應尤のやうであるけれども、併ながら中學卒業以上の者と云へば、其數五十餘萬人の中、或は既に現在の法に依て選擧權を享有して居る者がある、或は又年齢二十五歳に達せざるが爲めに、選擧權を與へることが出來ない者がある、之を差引くときは、僅か十萬位の數に充たないのである、之を以て選擧界を廓清するとか、或は現時の偏輕偏重を矯むると云ふが如き事は、殆ど望むべからざる事である、殊に此學校卒業生だけに與へると云ふことになれば、學校を卒業せざる所の、是れ以上の學力を有し、是れ以上の智識を有する國民の數は非常に多數である、之に對して選擧權を與へないと云ふことは、不公平である、不徹底である、而して又是等の人に向つて選擧權を與へんと欲すれば、如何にして之を與へるか、其標準を見出すことが甚だ困難である、到底實行不可能の事である、斯様な趣意を以て反對せられたのである、又大選擧區小選擧區の政府の主張に依れば、明治三十三年に小選擧區を變じて、現在の大選擧區制に改める場合に於ける立法の趣意は、其後現行法を實行したる結果として、十分に之を達することの出來ない事が明になつて參つた、又大選擧區であるが故に、種々なる弊害が續出致して、選擧費は非常に膨脹し、選擧區は非常に腐敗すると云ふことになつたのである、殊に今回改正の結果として、選擧權者の數は政府の案に從つても、尚且つ現在の倍數に達する、斯の如く選擧權者の數が非常に增加するに從つて、益々斯様な弊害が增して來る傾がある、又取締上に於ても甚だ困難である、又現在の大選擧區制は、相當に健全の發達を促すに付て甚た障碍がある、之を小選擧區に變ずるときは、是等の弊害の中の餘程多くを矯正することが出來るのである、斯様な大體に於て主張であります、之に反して大選擧區論者は、小選擧區となれば、少數の選擧權者が代表を出す機會を失ふのである、大選擧區に於ては比較的其弊が少ない、今日理想とする所は、比例代表の制度に在るけれども、比例代表の制度は、理想に止つて實行することが出來ない、切めて大選擧區にすれば、此比例代表の趣意を幾分達することが出來る、又取締云々の如きことは、大選擧區としても、小選擧區としても殆ど相違は無いのである、選擧區の腐敗、選擧費の膨脹と云ふ事に至つても、是亦大選擧區小選擧區に於て餘り變る所は無いのである、又政府の主張に依れば、小選擧區制を採用する結果として、全國の中に幾多無競爭の區域が出來る、政府に於ては、是は最も喜ばしい現象であると言ふけれども、大選擧區論者の主張に從へば、無競爭は必ずしも喜ぶべき事でない、立憲政治の原則として、互に政見を發表して相爭ふのが寧ろ原則である、又小選擧區、即ち政府の主張に從へば、小選擧區となつた結果、候補者と選擧人とは、其關係極めて密接と相成り、選擧人が候補者の人物、學識、性行、之を知悉することは、大選擧區に於けるよりも極めて便利である、斯様に主張するに對して、大選擧區論者は、小選擧區となつたる結果として、候補者が或は政見の發表をする機會が極めて少なくなりはせぬか、即ち無競爭の場合等に於ては、候補者の政見發表の演説會の如きは一回も開かないと云ふ風の現象を呈することになりはせぬか、却て是は立憲政治の原則に照して不都合である、大體斯様な議論と記憶して居ります、次に政府の小選擧區の區畫に就て、或は不公平である、斯様な主張がございました、之に對して政府は、人口十三萬一人、選擧區の方針を以て、小選擧區の區畫を致し、之に地理、歷史、人情、風俗、並に交通の便否等を參酌致して、或は二人、或は三人の區を設けたのである、少しも不公平な區畫を致したものではない、斯様な答辯であります、何れ詳細の事は後に議場に於て通告の方々より御演説にならうと思ひますから、此論旨の御紹介は右の程度に止めて置きます、委員會に於ては、尚ほ今井嘉幸君より小委員會を組織致して而して各派の議論の一致點を見出したいと云ふことの動議が提出せられました、併ながら此動議は少數にして否決になりました、尚又政府提出の法律案に對して、委員三土忠造君並に津田毅一君より、修正の案を御提出になりました、是は今朝印刷致して御手許に配付致しましたから、御覽になつたことであらうと考へますから、此案を一々茲に御紹介致すことは省略致します、唯々要點に就て、修正案提出の趣意を極めて簡單に申上げて置かうと思ひます、即ち三土君提出の修正案は、現行法――ではありませぬ、誤りました、政府提出案の第十三條の、政府に對し受負を爲す所の會社の無限責任社員役員等に對して、被選擧權を與へないことになつて居ります、此被選擧權を與へない者の中に、會社の發起人、取締役、監査役等を包含してあるのであります、然るに修正案提出者の意見に依れば、會社の發起人なるものは、取締役、監査役等の相違して、左まで政府と密著なる利害關係を有する者でない、又或一定の期間を經過すれば會社が創立せらるれば、既に發起人の資格は無くなるものである、是等の者にまで被選擧權を禁ずるのは不正當である仍て之を削除したいと云ふのが、第十三條に對する修正意見であります、それから第五十五條に於ては今回政府提出の法律案に依れば、或は二郡を合して一選擧區とし、或は三郡四郡を合して一選擧區とすることになつて居ります、其結果として投票を了りました場合に於て、一選擧區全體、即ち場合に依ては三郡若くは四郡と云ふ此多數の郡の投票を悉く、集めて、之を混同致して開票することになつて居るのであります、斯の如きは非常なる混雜を來す、殊に今回の改正案に依れば、選擧權者の數は非常に增加して居る、之を三郡若くは四郡の投票を混同して開くと云ふことは、餘程混雜を來すのみならず、其中の一部分の、或は一町或は一村に於て無効投票等の起りましたる場合に、其影響が即ち二郡三郡若くは四郡と云ふが如き、選擧區の全體に及ぼすことに相成るのである、是は甚だ宜しくないのであるからして、投票を開く場合に、各郡の投票は之を混同することなくして、各郡別に之を開票すると云ふ所の修正案であります、此趣意に關聯して、三四の條項の文字の修正が行はれて居ります、又第八十九條に官吏の選擧に關する不當行爲を取締る所の、規定を設けたいと云ふ修正案が出て居ります、即ち官吏が選擧に關し、故意に其職務の執行を怠り、若くは職權を濫用して、選擧の自由を妨害したる者を罰する斯様な規定であります、又其八十九條の政府提出案にありまする所の「官吏若くは吏員其の職權を濫用して、被選擧人の氏名の表示を强要したる場合には之を罰すると云ふ規定に就きまして「其の職權を濫用し」と云ふ分だけを削除したいと云ふのが、三土忠造君より提出の修正案の趣意でございます、又津田毅一君より提出の修正案は、政府案の別表、山梨縣の部に於て、第二區西山梨郡、東山梨郡、北巨摩郡、中巨摩郡、此四郡を合して一選擧區とし、二人の議員を選出することに規定せられて居ります、之を東西山梨二郡を分つて一選擧區とし、北巨摩郡、中巨摩郡を分けて一選擧區とし、各獨立の區として一人づゝの議員を選出致したい、斯様な案であります、而して其趣意は、此選擧區は政府提出の案に依るときは、其區域は餘りに廣きに失して居る、而して此四郡を合併致しますれば、其町村の數百二十四と云ふが如き、全國に類例を見ざる所の非常に多くの町村を含有して居る、餘りに是は廣大に失するのである、且又東西山梨と北巨摩中巨摩とは、地勢が一方は山間である、一方は平坦地である、地勢の相違がある、人情風俗も異つて居る、而して人口の數は、東西山梨が十萬に殆ど達せんとして居る、九萬八千某と云ふ數になる、大正二年の統計に依れば斯の如くであるが、今日は既に十萬以上に達して居る中巨摩北巨摩は今日十六萬何千人と云ふ――今日ではございませぬ、大正二年の統計に依つて十六萬何千、今日は十七萬、斯の如きは他の選擧區に於ても澤山斯の如き例があるのであるからして、此區畫は之を修正致したい、斯様な趣意に依て修正案を提出せられました、委員會に於きましては、各案に就て審議を致しましたる結果、高木益太郎君外三名より提出せられましたる所の法律案、並に武富時敏君外

六名より提出せられました所の法律案、是は共に否決せられました、而して政府提出の法律案に對する所の三土忠造君の修正、並に津田毅一君の修正案は多數を以て可決せられました、且又政府提出の改正案は、此修正を除くの外、全部原案の通り可決することに相成りました、此段御報告を申上げます（拍手起る）

○岩崎勳君 議長。

○議長（大岡育造君） 岩崎勳君。

○岩崎勳君 唯今議題になつて居ります所の三案は共に現行法に對する修正の意味であります、又中には共通の點もありまして、各原案に對する贊成論反對論は、何れも第二讀會に於て之を爲すことを至當と信じますが故に、便宜上玆に三案共に第二讀會に移すべしとの決定を與へられんことを望みます。

〔「贊成々々」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ、三案共に二讀會を開くと云ふことに決定致しました。

○岩崎勳君 議長。

○議長（大岡育造君） 岩崎勳君。

○岩崎勳君 直ちに三案の第二讀會を開かれんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 直ちに第二讀會を開くに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君） 三案を一括し議題として二讀會を開きます、通告の順序に依て發言を許可致します——齋藤隆夫君。

衆議院議員選擧法中改正法律案（政府提出） 第二讀會

衆議院議員選擧法中改正法律案（高木益太郎君外三名提出） 第二讀會

衆議院議員選擧法中改正法律案（武富時敏君外六名提出） 第二讀會

〔齋藤隆夫君登壇〕

〔拍手起る〕

○齋藤隆夫君 諸君選擧法の改正は、我國に於ける多年の懸案であります、從來屢々此議會の問題となりまして、今日に至るまで未だ其成立を見る能はざることは、國家憲政の爲めに御互に遺憾とする所であります、然る所本期議會に當りましては國民黨先づ之を提出し、續いて憲政會之を提出し、政府も亦最後に之を提出して、斯の如くにして此問題が全國民の注意を喚起すに至りたることは、御互に大に慶ぶべき事であります、過日も此壇上に於て一言致しましたるが如く、選擧法の改正は、何れの國に於きましても、最も重大なる、最も困難なる問題であります、其形式に於ては兎に角、實質に至つては、憲法の改正と殆ど同一の効力を持つて居るものであります、それ故に吾々は此問題を審査するに當りまして、政府と云はず、政黨と云はず、互に胸襟を披いて一致點を發見し、若し出來得るならば、全會一致を以て之を通過せしむることは、吾々が國家に對し國民に對して酬ゆる所以なりと思料致して居ります（「ひや／＼」と呼ふ者あり）それ故に委員會に於きましては、吾々の同志者より之に關して最も適切なる所の提案を致し、此目的に向つて一歩を進めんと試みましたけれども、不幸にして其議は成立するに至らず、此問題に就きまして、今日互に議論を上下せねばならぬことは、固より吾々の本意とする所ではありませぬ、併ながら事此に至つては已むを得ない、吾々は吾々の主張を明にして、一は以て政府及反對黨諸君の再考を求め、一は以て汎く天下國民の判斷に訴へんとするものであります、唯今議題になつて居りまする所の議案は、委員長の報告のありましたるが如く、國民黨の提出案、憲政會の提出案、及政府の提出案、此三案であります、而して此三案を通じて最も主なる事柄は、大體三種に分れて居ります、即ち第一は選擧權の擴張に關する事である、第二は選擧區制の變更に關する事である、第三は別票の組立に關する事である、此外選擧取締に就て、僅かなる修正が加へられて居りますけれども、是は殆ど議論するの値打がありませぬ、それ故に以上の三點に就きまして、本員が政府案及國民黨案の或る點を排し、飽まで吾々の提出案をば維持せねばならぬ所の理由を述べて、諸君の御判斷を求めんとするのであります、先づ第一は選擧權の擴張に關する事である、更めて申すまでもなく、選擧權の擴張は今日時代の要求であります、時代の要求であるのみならず、其機運も最早目前に迫つて居りまするに依て今日何人と雖も選擧權の擴張に反對することが出來ない、唯々問題は擴張の程度並に其方法であります、此點に就きましては、政府案、國民黨案、憲政會案を通じて、制限選擧を執ると云ふ一點に至つては、一致點を見出して居るのであります、それ故に此三案に對して吾々の主張を明にするに當つて、世に所謂普通選擧論に對する所の本員の卑見は、全く爭點に關係無きものとして、一切省略することに致します、唯々誤解を防ぐが爲めに一言を致して置きたい、本員は世の普通選擧論者に對しては、常に多大の同情を拂つて居ります、多大の敬意を拂つて居ります、同時に此議論、此運動が益々盛んとなつて、全國の津々浦々に至るまでも反響し、日本全國民が眞に政治的に覺醒し、眞に政治的に奮起し、此聲に應じて吾々が此議場に於て普通選擧斷行論を唱へる所の時機、其時機の一日も速に到來する事をば衷心より希望して止まないものであります、此一言を以て、普通選擧に對する所の言說を打切りて進んで制限選擧の下に於きまして、吾々が政府及反對黨と所見を異にする點を述べる積りであります、諸君若し並に一國在り、其國は世界に對して文明國として誇つて居ります、世界に對して、我等は立憲三十年の歷史を有せりと誇つて居る、又我等は政黨內閣を有せりと誇つて居る然るに謬つて其實際の有樣を見ましたならば參政權を有する所の國民は百人に付て僅に二三人半に足らないのである加之政黨內閣と稱する其政黨所屬の代議士に向つて投票したる者は六千萬の國民中に於きまして僅に五十萬に足らないのであります、然るに此內閣を以て政黨內閣であると稱し、剩へ國民に基礎を置く所の內閣であると稱し、全國到る處に於て政黨內閣の祝賀會を開く所の一部の慌て者さへあることを聞きましたならば、世界立憲國民は之を稱して何と申すか、更に此內閣が國民の聲に餘儀なくせられて、選擧權を擴張すると稱しながら、直接國稅三圓以上を納むる者は、如何なる愚物にも選擧權を與へるが、然らざる者に向つては、如何なる智者、如何なる識者にも、斷じて選擧權を與へぬと定むることを聞きましたならば、世界立憲國民は、最早呆然として言ふ所を知らないのであらうと思ひます（拍手起る）諸君、近時我國に於ける政治界の有樣は斯の如きものである、唯今吾々の目の前に現れて居る所の政府提出の選擧法改正案なるものは、實に斯の如きものであります、固より制限選擧を維持致しまする以上は、納稅階級を認むることは萬已むを得ない次第である、此點に就きましては、吾々も政府當局者と意見を一にして居る次第であります、併ながら吾々は此主義の下に於きまして、成べく多くの有權者を作ることは、今日時代の要求を滿足せしむるが爲めに、最も必要な事と考へて居ります、それ故に第一には常識の上より考へ、第二には現時市町村公民權の程度に考へて、吾々は之を二圓に引下げんとする者であります、三圓と二圓、世人は之を以て無意味の爭であると稱するかは知らないが、實際は左樣ではありませぬ、之を三圓にするか、或は二圓にするかと云ふことは、實に五十萬の國民が、新に選擧權を得るや否やと云ふ大問題であります、今日我國の選擧人は、全國を通じて百五十萬に足らないのであります、此政府の改正案に依りましても、二百九十萬に足らないのであります、此數の中に新に五十萬人を加へるや否やと云ふことは、決して無意味なる爭でない、國家の上より見て實に大問題であります、又吾々は更に智識階級なる者に向つて、新に選擧權を與へんと主張する者であります、申すまでもございませぬが、國家は納稅者に向つて選擧權を與へるのは決して彼等が納稅するが爲めではありませぬ、彼等が納稅の義務を果すが爲めに非ず、彼等が有して居る所の政治能力、之を目的として與へるのである、此點に就きましては、委員會に於きまして內務大臣は、或る委員の質問に對し、頗る答辯をば躊躇せられた模樣でありましたが、遂に吾々と同一の意見に到著せられたることは幸である、即ち內務大臣の言を籍つて言ふならば、納稅階級は恒產ある者である、恒產ある者は恒心のある者である、恒產ある者は政治能力のある者である、故に之に選擧權を與へることになつて居ると云ふ、詰まり吾々の意見と同一の歸點に到著せられたことは、本員等の聊か滿足する所であります、果して斯の如く納稅者に向つて權利を與へるのは、彼等が納稅する爲めではない、彼等が政治能力を有する爲めであるとするならば、玆に納稅の事實無しと雖も、他の事實に依て、寧ろ納稅者以上に政治能力有りと認むる所の階級が現存して居りまするならば、此階級に向つて選擧權を與へると云ふことは、國家として執るべき正當の道であります、此點に就きまして、委員會に於て文部大臣は、確に其能

力に向つて裏書をして居られるのである、委員會に於て文部大臣は、如何なる事を申して居らるゝかと云ふと、或る委員の質問に對し、今日我國に於ても小學中學を通じて其教科書の中には、憲法に關する事、及び憲政運用に關する事が記載してある、即ち常識あり立憲思想ある所の國民を作るのが、從來我國に於ける、普通教育の大目的であると明言して居らるゝのである、更に之に關する本員の質問に對しては、是等の學校卒業者には、確に政治能力ありと明言せられたのであります、又左樣でなくてはならぬのであります、斯の如く國家は一方に於ては是等の者に向つて立憲教育を施し、政治能力をば保證して居りながら、他の一方に於て、彼等に向つて選擧權を與へないと云ふことになりましたならば、國家の行動に於て一大矛盾が起るのみならず、教育の効果、教育の權威と云ふものが、少しも發揮することが出來ないのであります（拍手）殊に諸君も御承知の如く、今日直接國稅十圓以上納むる所の階級に於きましては、眼に一丁字も無い、候補者の姓名すら記載することの出來ない者が、どの位あるか知れませぬ、之を三圓に引下げれば、實に驚くべきものがあらうと思ふ、然るに一方に於ては、是等の階級を目して政治能力がありと認めて選擧權を與へて居りながら、他の一方に於ては、國家の認定に依て政治能力ありと試驗濟になつて居る階級に向つて、選擧權を與へるのは不當であると云ふ議論は、是は何處に行つても通用することの出來ない議論であります（拍手）政府與黨の人々と雖も、斯樣な議論を聽かれましたならば、聊か失望せられると思ふ、然るに此點に關して、內務大臣は如何なる辯明をして居られるかと云ふと、內務大臣の辯明は大體二つであります、即ち第一は、選擧權を與へる所の標準は最も明確でなくてはならぬ、然るに智識階級と云ふものは明確を缺く、是は如何なる誤解でありますか、若し吾々が漫然と智識階級と稱したならば、それは明確を缺きませうが、吾々は苟も法律を制定するに當つて、斯樣な漫然たる所の文字を用ゐるものではない、吾々が稱する智識階級は如何なる者かと云へば國民黨の提案に於て、憲政會の提案に於て、明に記載せられて居るのである、即ち中學校、師範學校、若くは文部大臣に於て是と同等以上と認めたる學校を卒業し、又は是と同等の學力を有する者と檢定せられたる者と云ふのである、諸君、何所に不明確の點があります、若し之を不明確と云ふならば其人は盲目である、精神上の盲目に非ざる限り、之を以て不明確とは言はれぬであらうと思ひます、（拍手起る）第二には如何なる事を言はれて居るかと云ふと唯今委員長の報告の中にもありました如く、智識有り能力有る者は、今日學校卒業者ばかりでない、學校卒業者以外に於いて、數多の智識有り能力有る者があるに拘らず、單に此の階級のみに選擧權を與へると云ふことになれば、不公平の結果を來すから宜しくない——實に是れは三百理窟であります（「のう〳〵」「ひや〳〵」と呼ぶ者あり）三百理窟だけならば尙ほ宜しい、斯ることをば輕率に斷言して、政府自ら定めた所の標準を、政府自ら打毀して居ることに氣が付かない（「ひやひや」）何故ならば若し斯樣な事を申すならば、政府が定めた所の財產階級は如何なるものであるか、政府が唯一の標準として居る財產階級の中に於いては、悧巧な者も有れば無智無識なる愚物も澤山有るのである、又政治上の智者能力者は、財產階級以外に於いても澤山有るのであります、然るに財產階級のみに選擧權を與へて、此の以外の智者能力者に向つて選擧權を與へぬと云ふことは、甚だ不公平であると反問したならば、內務大臣は何と答へるであらうか、恐くは答へることが出來ないだらうと思ひます、凡そ選擧權なるものは、普通選擧たると制限選擧たるとを問はず何れの場合に於ても、或る階級を標準として與へるものである、委員會に於ける內務大臣の言を藉りて言ふならば、所謂客觀的事實を標準として與へるものである、各人各個の能力をば逐一試驗して與へるものではありませぬ、是は選擧權のみに限らない、國家の法制は總て斯の如きものであります、例へば民法に於きまして二十歲を以て丁年として、彼等の全部に對して民法上の能力を與へて居る、併ながら實際に於ては、十八歲にして完全なる能力を揃へて居る者があり、二十五歲となつても、まだ能力の缺乏して居る者があるのであります、然るに是等各別の事實を捉へ來つて二十歲を以て丁年とするのは不當であると云ふ者がありましたならば、誰か其愚を嗤はざる者あらんやである、此位の事は如何に內務大臣と雖も、御承知になつて居らなければならぬ筈であります、然るに是等の點をば無視して智識階級に對する選擧權の擴張を排斥せらるゝと云ふことは現政府をば擁護する諸君の爲めにも、甚だ遺憾に堪へない次第である、（「のう〳〵」）更に他の點より考へて見たならば如何でありますか、過日も此處に於て一言致しましたるが如く、若し此政府の原案の如く、直接國稅のみを以て標準と致しまするど、其結果郡部と市部との間に於きまして、非常に不權衡なる結果を來すのである、詳しき事は煩を省くが爲めに省略しますが、概括して申しましても、此政府の原案に依れば、選擧權を得る者は郡部に於ては百人に付て五人六分あります、市部に於ては百人に付て、僅に三人二分となつて居ります、更に之をば各事實に就き主なる二三の都市に就て見まするど、東京市に於ては百人に付三人、大阪市に於ては二人四分、京都市に於ては三人一分位にしかならぬのであります、其他の市街地は推して知るべきのみであります、申すまでもなく選擧權の擴張と云ふものは、全國各地を通じて、成べく之を平均せしめなければなりませぬ、市部に厚くして郡部に薄きは不可なり之と同時に市部に薄くして郡部に厚きも、亦片輪の擴張たるを免れぬのである、然るに吾々の主張するが如く、智識階級に向つて新に選擧權を與へると云ふことになりますれば、此間の不權衡をば、或る程度まで調和することが出來るのであります、假令十分ならずと雖も、少くとも一種の調和劑となるは爭ふべからざる事である、統計の示す所に依りましても、智識階級と云ふものは、郡部に少くして市部に多いのである、直接國稅三圓以上を納むる者の中に就きましても、此階級は市部に於ては千人に付て十七人であります、郡部に於ては千人に付て三人七分あるのであります、殊に納稅せざる所の智識階級と云ふものは、其大部分は市部の住民であると云ふことは、容易に推定することが出來るのであります、此點に就ても內務大臣は如何なる說明をして居らるゝかと云ふと、全國五十三萬の智識階級の中に於て三圓以上の納稅者は十五萬人許りある、殘りは僅に三十八萬人に過ぎない、此中で二十萬人許りは二十五歲に達して居らぬ、問題は僅に十八萬人に過ぎないのである、此の位の者に新に選擧權を與へるが爲めに、從來の立法例を破つて、新しき標準を設ける程の必要は無いと言つて居る、是は實に不都合千萬なる、不親切千萬なる所の申分であります、今日の制限選擧の下に於て十八萬人と云ふ有權者は決して少ないものではない、現行法の下に於て、東京市を始めとして、全國に跨る五十五の獨立市區に於て有權者が幾何あるかと云へば、丁度十八萬人許りであります、又此政府の改正案に依て更に二十有餘の獨立選擧區をば增加し、別に選擧權を擴張してすら、全國市區に於ける有權者は僅に二十九萬人に足らないのであります、之を對照致しますれば、十八萬人と云ふ數は、決して看過すべからざる所の數であります、殊に此數は年々增加して行くことは事實である、年々幾萬の卒業生は送られて出るのである、二十萬の者は追々と二十四歲に達するのであります、此中で約半數が納稅階級に屬する者としても、其他の半數は吾々の主張に依つて、新に選擧權を得て來るのであります、十八萬人は增加して、年々少くとも二萬內外の選擧權者は吾々の主張に依て新しく權利を得るのであります、斯の如く之を理論の上より見ましても、又實際の上より見ましても、更に郡市の權衡を維持する上からしても、此智識階級なる者は、制限選擧の下に於ては、默過すべからざる所の國家有用の分子であります、それ故に數年以前我國に於て此主張が現れました以來、今日に至るまで輿論は之を歡迎して居ります、之を排斥したる所の形迹は無い、然るに政府は何が故に之を排斥したか、內務大臣の答へらるゝ所少しも要點に接觸せず、唯々顧みて他を言ふに過ぎないのであります、詰まり從來囚はれた所の自己の僻見を拋棄することが出來ないに依て、此新しき標準を採ることに躊躇して居らるゝに相違ないと思ふ、此理由に依て吾々は飽まで智識階級に向つて、此機會に於て新に選擧權を附與することを主張する者であります、唯々此處に於て、後に立たれる所の反對論者が辯駁せらるゝ所があるであらうと思ふ、第一に今日我國の法制に於ては、獨り中央議會のみならず、地方自治體の議會に於ても、智識階級と云ふ者を認めて居らぬ、それ故に中央議會の選擧權のみに智識階級を認むることは宜しくないと言ふかも知れぬ、併ながら、吾々は中央議會の選擧權を擴張すると同時に、地方議會の選擧權を擴張することは、既に議案となつて提議して居るのであります、又吾々が此智識階級に附屬せしめて居る所の一の條件、即ち獨立の生計を營むと云ふことは、甚だ不徹底と言ふかも知れぬ、是は不徹

底でも何でもない、假りに是が不徹底として見た所で、此條件を取除くと云ふ理由にはなつても、此根本たる智識階級に向つて選擧權を與へることを否定する理由にはならぬ、或は諸外國の例を示して、歐羅巴の或國に於ては智識階級は認めて居るが、是は財產の外に智識階級に向つて、一人に二三の投票權を與へて居る、之に依て始めて智識階級に選擧權を與へると云ふことが意味を爲すと主張するかは知らぬが、是は少しも議論にならないのである、詰まる所、以上述べたる理由に依りまして、智識階級に向つて新に選擧權を與へると云ふ方法に依て、今日選擧權の擴張を圖らんとするものであります、次は選擧區制に關する問題であります、現行の大選擧區制は、理論及實際に於て小選擧區制に優つて居るばかりではない、我國に於ては、過去二十年の間、比較的圓滿に之を行つて來つたのであります、世に謂ふ所の選擧界の弊害なるものは、決して大選擧區制の下に起つたものではない、若し之れをば改めましたならば、更に一層大なる所の弊害が起ることは、容易に想像することが出來るのであります、それ故に從來憲政會、國民黨、其の他の各派も此の點に就ては何等の主張を致さざるに拘らず、獨り政友會のみ問題とすべからざるものを、强て問題としては之れを爭ふて居るのである、曩に第二十八議會に於いて、時の内務大臣、今日の總理大臣たるところの原敬君が、此の選擧區制の改正を企てんとして、貴族院の爲めに葬り去られてしまつたのである、次に、昨年議會に於ては、政友會の名に依て此案が現れて出て來たが、是亦故なく之を撤回して、其無責任をば、議場に表白したのである、政府及政友會の小選擧區案なるものが議會に現れて出るのは、今回が第三回目であります、然るに其度毎に小選擧區をば稱成する所の所謂別表の内容、此別表の内容に於て幾多の變化が起つて來て居ると云ふことは、諸君、實に奇怪千萬なる次第ではありませぬか、第二十八議會に提出せられたる所の別表と、本年提出せられた所の別表との間には、確に四十有餘箇所の相違があります、昨年提出せられたものと本年提出せられたものとの間には、是亦確に四十六七箇所の變化があるのであります、若し政黨政派の觀念を離れて、公平無私に小選擧區制を主張するのならば、此案が議會に現れる度毎に、其内容に至つて斯くまで數多の變化が起つて來る譯は無い、此一事を以ても、此小選擧區案なるものが如何に不公平なるものであるか如何に不誠實なるものであるかと云ふことは、容易に想像することが出來るのであります（拍手起る）大小選擧區の利害得失に至りまして、是まで屢々此議場に於て論爭せられて居るのみならず、昨年の議會に於ては、本員も亦其卑見の一班を披瀝して置きました、それ故に是等の點に就ては重ねて論及することは止めます、殊に今回の小選擧區案提出の理由として、内務大臣が述べられたる所の事柄に至つては、甚だ失禮ながら、本員の見る所に依れば實に抱腹絕倒の至りである、此議場に於て論議するに足るべきものは、唯々一つもありません、試みに其の題目を列べますと、曰く大選擧區では運動費が多く掛る何を根據として斯樣なことを斷言するか、小選擧區内に於けるところの密なる運動：大選擧區内に於ける疎なる運動、運動費が多く掛らないと云ふことは、全く其の時其の場合の事情に依て決するものである、小選擧區の場合に於ても、隨分多額の運動費を使つた者もあります、つい其處に居られる所の中橋文部大臣の如きも、先年金澤市の選擧に方つては驚くべき多額の費用を抛たれたと云ふことを聞いて居るのである、曰く補闕選擧に困る、一體是は誰が困るのであるか、國民が困ると云ふのか、政黨が困ると云ふのか、候補者が困ると云ふのか、誰が困ると云ふか、さつぱり譯の分らぬ所の困り方である、曰く同士打が始まる、何の事かさつぱり譯が分らぬ、（「君が分らない」「默つて聽け」「何が分らぬ」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

○齋藤隆夫君 曰く私設選擧區の繩張の破り合をする、是亦何の事であるか全く意義を成さない事である、曰く無競爭地が出來る、寢て居つても當選する誠に喜ばしい、無競爭の裏面には、忌むべき事實が伏在して居ると云ふことに氣が付かれないのである選擧競爭は決して忌むべき事でない、選擧競爭は立憲政治の花である、立憲政治は此花が立派に開いて始めて果實を結ぶのであります（拍手起る）吾々は選擧競爭を歡迎する一人である、決して之を排斥する者ではありませぬ、曰く候補者の地盤が固くなる是亦何の事であるか、蹻張譯の分らぬ事である、大體先づ是れ位のものである、而して是が全部の理由であるか、又一部の理由であるかと念を押した所が是が全部の理由であると明答せられたることは、諸君の記憶せられる通りである、併し今日斯る事をば逐一提へて議論をば交へて居つたならば、五日經つても、十日經つても盡きるものでない、殊に是等の事が何方に決まらうが、國民の側から見て是が何の關係があるか、議員候補者、或は運動屋の側から見たならば、何かの理由になるかは知らないが、國家の側より見、國民の側より見たならば、全く沒交涉の事であります、後に現はれる所の反對論者も、眞逆斯樣な事をば逐一取上げて議論せられる所の閑人でもなからうと思ふ、若し是等の議論が現はれましたならば、後に立たる所の吾等の同論者に於て、之を粉碎せられることと存じますから、本員は一切之には論及致しませぬ、唯だ之に關聯して一言致して置きたい事がある、それは何であるかと云ふと、唯今委員長の報告の中にもありましたるが如く、小選擧區と云ふものは政黨の發達に便利である、大政黨の樹立に便利である、二大政黨を樹立せしめて、立憲政治の運用を圓滿ならしむるに便利である、是は言葉は違ひますが、内務大臣も委員會に於て述べられた事である、後に現はるる所の松田君の如きも確に此議席に於て左樣な意見を述べられたことがある、大間違ひの甚しきものである、一體一國に於て大政黨が現はれるか、小黨分立するかと云ふことは何れも其國の歷史、社會の狀態、政治界の有樣等に依て決せらるべき問題であつて、選擧區制抔とは何等の關係の無いものである、其證據には歐羅巴大陸諸國は如何でありますか、歐羅巴大陸諸國は悉く小選擧區制を採つて居る、併ながら小黨分立、實に名狀すべからざるものがあるのであります、歐羅巴大陸に於て二大政黨の樹立と云ふ國は、唯々の一つも無い、又小選擧區制を採つて居る所の英吉利はどうであるか。（「英吉利は大陸ぢやない」と呼ふ者あり）二大政黨の樹立は「アングロ、サクソン」民族の特權であると誇つて居つた所の英吉利ですら、昨年の總選擧に當つては、確に九つの政黨政派が現はれて來て居るのである、今日漸く二大政黨をば維持して居る國は、世界の立憲國中に於て、唯一の北米合衆國あるのみであります、是も近時勞働者の出現に依つて、小黨分立の傾向を示さんとして居るのである、之を我國の歷史に徵して見ましても、小選擧區時代に於きましては、小黨分立の實に甚だしきものがある、大選擧區時代に入つてから、始めて大政黨の樹立を見たのであります、殊に[illegible]從つて社會は益々複雜になる、階級[illegible]る、階級代表の觀念が熾んになる、隨て小黨分立は世界立憲國に於ける現在及將來の大勢であります、此事實を知らずして、法律の力に依て選擧區制を變更し、其助けに依て大政黨の樹立を計る、二大政黨の樹立を實現せんとするが如きは、全く世[illegible]の明盲目であります、（「ひや／＼」と呼へ拍手する者あり）慶應義塾や早稻田大學の討論會に於てならば兎に角、苟も活社會に游泳する所の政治家の口にすべき事ではない、强て選擧區制と政黨と關係があるとするならば、大選擧區こそ却て大政黨の樹立に便利である、何故ならば小選擧區の下に於きましては、個人的勢力を發揮することが出來ますけれども、大選擧區の下に於ては是は出來ない、併ながら一體斯樣な理窟と云ふものは、選擧區制の變更に抑々何の關係があるか、斯樣な事柄をば百列べて見た所で、選擧區制度とは全く關係は無いのであります大小選擧區の利害得失と云ふものは、其根本の主義は唯々一つしかない、何であるかと云へば即ち比例代表、少數代表に關する事であります、是より外に大小選擧區の根本となるべき所の爭點は無いのである、申すまでもなく代議政治の下に於きましては、少數代表と云ふことは最も必要であります、如何にすれば少數代表の實を擧げることが出來るかと云ふことは、今日何れの立憲國に於きましても、政治家及學者の攻究を怠らない所である、專制政治は、少數を以て多數を支配する所の政治でありますけれども、代議政治は、決して多數を以て少數を壓倒する所の制度ではない、多數少數各々之に比例する所の代表者を送つて、國政の上に彼等の自由意思をば加味せしむることが代議政治の要諦である、隨て選擧區制を定むるに當つても出來得る限り此目的に向つて便宜を與へると云ふことは、施政者の當に努めねばならぬ途であります、此點に於きまして、現時の程度に於ては大選擧區單記投票の右に出づるものは無い、此外に比例代表と云ふものもござりまするけれども、是は尙ほ攻究中でございまして、世界僅に二三の小國が試驗的に之を行つて居るに過ぎない、直ちに取つて以て之を我國に行ふことは出來ませぬ

固より何事に就きましても、原則があれば例外もあります、或る稀有の場合をば想像致しましたならば大選擧區の上に於きましても少數代表を實現することは出來ない、却て小選擧區の下に於て、少數代表を實現することがないとも限らない、併ながら是は全く稀有の場合であります、吾々が國家の法制を定むるに當りましては、總て事物の原則をば基と做し其例外を取除くが爲めに努めねばならぬと云ふことは是は當然である、床次內務大臣を首めとして、反對論者が動もすれば引用する所の例がある、大選擧區の場合に於ても、若し一人の候補者が非常に多數の投票を獨占したならば、少數代表の實を擧ぐることが出來ないではないかと言ふ、斯樣な稀有の假設の例を引擧げるならば、小選擧區の場合に於ては山程あります、斯る稀有の假例を設けて此原則に抵抗せんとする如きは、全く常識なき所の空論である、斯樣な空論に對しては別に辯駁する必要はありませぬ、又內務大臣は、過日本會より引續いて委員會に於て如何なる事を明言して居らるるかと云ふと、少數代表と選擧區制とは關係は無い、小選擧區必ずしも少數代表に不便ならず、大選擧區必ずしも少數代表に便ならずと斷言して居らるる、若し冗談であるならば、兎に角、眞面目に斯樣な事を考へて居らるるならば、本員は失禮ながら床次君の頭の程度を疑はざるを得ないのである、(「同感々々」「君の頭を疑はざるを得ない」と呼ふ者あり)此點に就きましては床次君より、其處に居らるる所の三土忠造君の方が餘程進步して居る、(笑聲起る)餘程常識があるのである、三土君は昨日の委員會に於て、此選擧區制に就て如何なる事を述べたかと云ふと、結局吾々と同一の意見である、(「見なければ分らないか」「默つて聽け」と呼ふ者あり)靜に聽き給へ、三土君は斯う云ふ事を言つて居る「それから此區制に就きましては、是は御互に根本の意見を異にして居りますが、段々小選擧區と大選擧區との便利なる點、即ち利益なる點を擧げて見ますと、大體に於て大選擧區の方が利益なる點が多いのであります」と言つて居る(「其通り」「間違つて居る」と呼ふ者あり)又少數代表に關してどう云ふことを言つて居るか、「私は此少數代表と云ふことに就きましては確に小選擧區は大選擧區よりも不便であると考へます、是は同感である」と明言して居るのであります(拍手起る)政友會が主張する所の小選擧區制の理由と云ふものは、政友會員自身の口より全く打破せられて居るのである、(拍手起り「皆な讀め」と呼ふ者あり)其他大小選擧區に關する利害得失論は澤山にございますけれども、何れ後の論者も述べらるる事と信じまするに依て此以上には略しますが、此場合に於て諸君の御注意を喚起すべき所の、最も必要なる事實が茲に一つあるのであります、(「謹聽」と呼ふ者あり)第二十八議會に於きまして、衆議院は小選擧區案を可決し、之を貴議院に送りました、所が貴族院に於ては之を大選擧區に修正した、そこで兩院協議會が開かれまして、其兩院協議會の結果をば、時の政友會の代議士伊藤大八君が此議場に報告せられて居ります、其報告は最も簡單明瞭に大小選擧區の利害得失を表白して居る、此席上に於て其一節を朗讀致します、「伊藤大八君 協議委員は昨日二時に協議委員室に集まりまして、抽籤に依りまして、貴族院議員の久保田男爵が其日の會を整理することに相成りました、直ちに衆議院側より貴族院の修正の御意思の在る所を質問に及びました、貴衆院側に於きましては、大要修正の意見を四箇に大別すればなるやうに考へて居ります」是からが本當であります、(「是までは嘘か」と呼ふ者あり)「小選擧區を大選擧區に修正したるのは、小選擧區と云ふものは、公明なる國民の代表者を出すには適せない、大選擧區の方が、適當なる國民の代表者を出すに宜しい、小選擧區に於て議員を出す場合には、地方の情弊に陷り易い、此故に小選擧區はいけない、第二は小選擧區には、少數代表者を出すに遺憾の點がある、大選擧區に在りましては、斯樣なる不備を補ふの得がある、斯う云ふことであります、第三は小選擧區に於ては競爭が激烈を來して、自治體の平和を破る、一家の平和を紊すと云ふやうな虞があるからいけない、第四には競爭激烈の結果、斯樣なる取締を爲すに甚だ不便であるからして、現今の法律の如く選擧罰と致さずに體刑を科してさうして此取締に制裁を加ふるが適當である云々」諸君、此通りであります(「それは貴族院が言つたのだらう」と呼ふ者あり)今日政黨政派の外に立つて、最も公平無私に大小選擧區の利害得失を攻究する者は、必ず此點に到達をするのであります、(「十年昔の議論だ」と呼ふ者あり、拍手起る)最早諄々しく述ぶるの必要はありませぬが、之を要するに今日世界の立憲國の大多數は、小選擧區制を採用して居ることは事實である、併ながら小選擧區制を採用して居る所の國の歷史、其事情に就て述べんと欲すれば述ぶる事は澤山ございますが、それは一切省略して置きませう、併し是等の諸國は、此小選擧區の爲めに、實際に於て少數代表の實を擧ぐることの出來ないのに非常に苦んで居る、それ故に近時比例代表の研究は幾多の方法に依て益々進步して居るのであります、先日私が一言致しましたる所の、最近英國の選擧法の調査委員會に於きましても、調査委員會に於ては市部をば大小選擧區と爲し、三人以上、五人以下の大選擧區と爲して、或種類の比例代表法を行ふと云ふことを決めたのでありますが、保守的の國民であるに依て、議會に於ては暫く之を待たうと云ふことになつて居るのである如何なる種類の比例代表でも大選擧區制の下に非らざれば、斷じて行ふことが出來ないのであります、今日世界立憲國は、大勢より見ましたならば、小選擧區制は段々廢して、將に大選擧區制に入らんとする所の傾向を示して居るのである、(「のう〳〵」「ひや〳〵」「嘘を言ふな」と呼ふ者あり)幸にして我國は二十年來此制度を行ひ來り、多年の慣習と、幾度かの經驗に依て、法律的選擧區の間に自然的の選擧區を生じ、圓滿に此制度を運用して來たのであります、本員は斷言致します、今日の我國の選擧法に於きまして、世界列強に對して誇るべきものは一つも無い、唯々誇るに足るべきものは大選擧區單記投票法であります、世界列國が未だ曾て經驗せざる所の、此大選擧區の單記投票制を二十年來我國が行ひ來つたと云ふことは、我國が世界列國に對して誇るべき確に一の大事實であります、(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)然るに何等堂々たる理由あるに非ず、何等公明なる理由あるに非ず、唯々一黨一派の利害の爲めに(「のう〳〵」と呼ふ者あり、拍手起る)此選擧區制の根本に向つて打破を企てんとするが如きことは、決して國家を念ひ、黨政を念ふ所の道ではありませぬ、此點に於きまして本員は、政府の小選擧區案なるものに向つては、根本より反對するの意見を表白致します、次は別表の改正に關する事であります、即ち小選擧區を土臺として組立てられて居る所の別表、此別表の內容に含まれて居る所の選擧區の配當に關する事であります、別表は其組立に依て、各政黨政派の利害に關係する重大なるものである、別表の組立に依て、一黨の爲めに利益を圖らんとするならば、或程度までは其目的を達することが出來るのであります、床次內務大臣の言明に依りますと、此別表は最も公平なる考を以て作つたのであると言はるる、何人と雖も不公平なる考を以て、法律規則を制定すると公言する者は無い、左樣な公言は全く無益であります、又假令本人は公平なる考を持つて居るにしろ、實際に於て不公平なる事蹟が現はれて居るならば、起案者たる者は、之に對して責任を負はねばならぬのである、(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)此別表は床次內務大臣が言はるる如く果して公平なるものであるか不公平なるものであるか、本員は此別表の內容の公平に非ず、甚だ不公平であると云ふことを、事實に基いて論證致しませう、(「拍手起る」「其事實を擧げよ」「是から擧げてやるから默つて聽け」と呼ふ者あり)先づ內務大臣の說明に依りますると云ふと、此別表は一區一人を以て大原則として居る、萬已むを得ざる場合の外は一區二人にはしない、又人口十三萬を以て中心として居るに依て、其結果として十萬より十八萬に亘つて居る已むを得ざる場合に於て、十九萬の所が五箇所ある又九萬の所が十二箇所ある、是は內務大臣の別表に關する所の說明の大體でございますが、此別表の內容をば逐一審査致しますると云ふと內務大臣の說明と云ふものは事實に於て全く裏切られて居るので有ます(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)第一にどうしても一區を一人にしなくてはならぬ所をば、故らに一區二人にして居る所が澤山ある、又どうしても一區二人にしなければならぬ所を故ら一區一人として居る所が澤山ある、又二區以上の組立に依りまして甚だ不都合千萬な組立をして居るものが澤山あります斯う云ふ事をば逐一事實に就て申す、と煩雜になりますに依て私は其中の數箇を爰に例證致しませう、例證するに依て諸君も亦靜に聽かなければならぬ(「佐賀はどうだ」と呼ふ者あり)何を八釜敷く言ふのですか――先づ第一に一區一人を原則とする所でありますの諸君は諸君の前に在る所の別表を御覽なさい、大阪の第六區は如何であります、第六區は二郡では人口は二十九萬二千七百八十八人、是が二人の定員になつて居ります、併ながら是は此中の東成西成に

どうしても分けねばならぬ所である、人口に於ても西成郡は十六萬二千七百十七人であります、東成郡は十三萬七十一人であります、斯る場合に於て、何が故に一區二人にしたのであるか(拍手起る)更に岡山縣の第三區はどうであるか、岡山縣の第三區は四郡で總人口が十九萬七千五百人であります、是で一區二人である、此郡の如きは二郡宛に分ければ何方も九萬八千臺で、地勢の位置に於ても十分に區分することが出來るのである、即ち和氣郡と邑久郡、此二郡をば一選擧區にすれば九萬八千七百二十八、其他の二郡をば合併すれば九萬八千七百八十八、斯樣な場合に於て、何が故に之を分割しないのであるか、更に香川縣の第五區はどうであるか、香川縣の第五區は二人で二十二萬〇〇三十六人、是が一區二人の所があります、是もです、綾歌郡を一區として中多度郡を一區と爲したならば、餘り人口に於て差は無いのである、一方は十二萬餘で一方は九萬七千であります、斯う云ふものをば分割せず合併して居るのであるが、更に一方を見まずると云ふと、どうしても合併しなければならぬ所をば、合併せずして分割して居るのがある、靜岡縣の第三區と第四區は如何であるか、第三區は人口僅か十一萬三千、是が一人であります、次に四區は十八萬六千で、是で一人であります、此郡に於ては十一萬臺を以て一人を出し、隣の郡に於ては十八萬六千を程て一人を出す、斯樣な場合には人口を平均せしむる爲めに、合併をしなければならぬと云ふことは當然ではないか、次に石川縣の第二區と第三區はどうであるか、石川縣の第二區は十一萬三千を以て一人として居る、然るに隣の第三區は千七萬一千を以て一人として居る、斯樣に人口の懸隔した所を、何故に之を合併せずして分割したのであるか、或は政府當局者は地理が惡いと言ふかも分らぬ、地理と云ふ事に隱れて居るならば、長崎縣の五區と六區はどう云ふ譯であるか、長崎縣の六區に於ては、南松浦郡と壹岐郡をば合併して居る、此兩郡は何れも島である、南松浦から壹岐に到らんとすれば、先づ船に乘り、次に長崎縣全部を汽車に乘り、更に又船に乘つて、少くも三日掛るのであります、何が故に斯う云ふやうな地理上の不便な所を合併せられたか、合併されるならば、是は五區と六區とを一緒にして、さうして一區二人とするのが當然の事であります、次に二區以上の組合が甚だ不都合極まるものが澤山あります、例へば靜岡縣の七區と八區とはどうであるか、靜岡縣の七區は、人口二十萬七千二百十六人、是で二人の所であります、然るに隣の八區は二郡で十八萬五千七百八十人で、是で一人であります、一方に於ては十萬に付て一人の議員を出し、他の一方に於ては十八萬五千を以て一人の議員を出す、斯樣に不公平の編成がありますが、斯樣な事をしなくても、第七區をば小笠郡、榛原郡、周智郡、此三郡をば合併して一區二人を出し、殘りの磐田郡をば一區と爲して一人とすれば、人口は頗る平均を得て居るのであります、次に福岡縣の第九區と第十區、第十一區、是も頗る不自然なる所の不都合なる組合せであります、福岡縣の九區は二郡で人口十一萬九千七百三十一人、是で一人である、十區は三郡で人口二十九萬三千九百三十一人、是で三人である、十一區は二郡で十七萬七千四百四十一人で、是で一人であります、頗る人口の點に於ても不平均である、之をば嘉穗郡を獨立せしめ、第二に鞍手、遠賀、宗像、之を合併して一區と爲し(「そん馬鹿な組合せがあるか」と呼ふ者あり)第三は筑紫、朝倉、糟谷を合併して、此三郡をば合併して二人と爲すと云ふことにすれば、地理の上に於ても、人口の上に於ても、最も平均を保つことが出來得るのであります(拍手起る)更に高知縣の第二區及三區も同樣の事である、斯樣な事を逐一述べましたならば、數限りもない事でありますから是は省略致しまして、議長の許可を得て速記錄に掲載することに致します、而して委員會に於きましては、之に類する所の約三十箇所の事實を摘示して、逐一政府當局者に質問致しました所が、政府當局者の答辯と云ふものは全く支離滅裂であります(拍手起る)吾々を滿足せしむるに足るべきものが唯々の一も無い、それは其筈である、元來此別表と云ふものは、初めて別表を作つた所の其大本が間違つて居るのである、明治四十四年に於て、第二次西園寺内閣の下に、時の原内務大臣が選擧法の改正を企てゝ小選擧區制と云ふものをば調査委員會に提出したことがある、其原案に就て、確に政友會側の委員より數箇所の修正が加へられて居ります、是が原案となつて第二十八議會に現れた、所が第二十八議會に於ては、更に政友會議員の手より四十有餘箇所に向つて修正が加へられて居る、其修正を加へられたものが、昨年春の議會に政友會の名に依て提出せられたる選擧區制の原案であります、然る所が今回は其原案に向つて、更に四十六七箇所の修正を加へたものが玆に現れたる所の小選擧區案である、此過去の事實を知る者は、何人と雖も此選擧區の構成が公平なりと想像する者は無いであらう(拍手起る)斯樣な不公平なる所の議案と云ふものは、此議會に提出せられた所の例が無い、斯る不公平なる所の議案をば議會に提出して議會に於て之を審議すると云ふ其事すら、議會の體面を汚すこと頗る大なるものであります(拍手起る、「のう〱」と呼ふ者あり)更に甚しきに至つては、最前委員長の報告にもありましたが、昨日の委員會に於て、山梨縣の第二區に向つて或る委員より修正を提出し、政友會は之を贊成して、此原案となつて居るのであります(拍手起る)山梨縣の第二區と云ふものはどう云ふものであるか委員長の報告せられたる如く、西山梨、東山梨、北巨摩、中巨摩、此四郡を合して一區二人として居るのである、人口は總計二十六萬五千六百四十五人であります、然る所が此各郡の人口を見まずると云ふと、どうしても是は二分することの出來ないものである、之をば昨日修正の如く二分すると云ふと、西山梨、東山梨は總て九萬八千餘りであります、然るに一方の北巨摩中巨摩は合して十六萬七千であります人口の不平均を來す事頗る大なるものである(「地理を御覽なさい」と呼ふ者あり)若し斯う云ふものを分割すると云ふならば、此改正案に現れて居る所の一區二人制と云ふものは、悉く分割しなくてはならぬのである(拍手起る)此分割したのは抑々何に原因して居るか、今日の新聞の報道に依ると、先日來政友會の山梨支部は、決議を以て此修正をば強要したと云ふことである、即ち此所をば地盤として居る所の政友會の議員生原忠右衞門君、穴水要七君、此兩君の地盤をば擁護せんが爲めに此修正をせられたと云ふことは、爭ふことの出來ない事實であります(拍手起る「山梨の地理を御存じがない」と呼ふ者あり)此の點に就て昨日も内務大臣に本員が質問致しました所、内務大臣は何と答へた(「顏色が變つたよ」と呼ふ者あり)是は或人が此點に就て質問をして、兩分したが宜からうと言つたから、若し議會に於て之を修正するならば、本員は同意することに躊躇しない――殊に昨日委員會終了後我黨の望月君が、此點に就て内務大臣に質した所が、内務大臣には是は君の方の齋藤隆夫君が、委員會に於て二分したが宜からうと云ふことを提議した、實に怪しからぬ事である、本員は委員會に於て、山梨縣の第二區に付て一言半句も言明したことは無い、内務大臣は何を心得て居るのであるか、自分の責任を遁れせんが爲めに、他人の姓名を濫用する、實に不都合千萬な事である、而して先日來委員會に於て、本員が別表の不公平なることを指摘して、内務大臣に向つて詰問した所が、此別表は最も公平に出來て居るに依て、此別表に向つて修正を加へることは、絶對に同意しないと云ふことを明言して居るではないか、(拍手起る)然るに斯樣なる場合に於いて、自黨の議員からして修正を持出して來るのに、之れに向つて默々として一言半句の反對をせずに終つたのは、内務大臣の……(拍手起る)(「不公平」「辯明を要す」「八釜しい」「何所から修正が出た」「頭が惡くなつたぞ」「噓を言ふな」と呼ひ其他發言する者多し)内務大臣は動もすれば、此別表は公平なる考を以て作成したのであると言うて居る、内務大臣の公平主義と云ふものは、寺内内閣の善政主義と同じ事である、誰が斯樣なものを信用致しますか、諸君凡そ政黨を擴張するに當つては、自ら其途があるのであります、國家の權力を藉り、法律の威力を藉りて政黨の擴張を圖らじとする所の者が、古今東西の何れのところに有るか(拍手起る「大隈内閣はどうした」と呼ふ者あり)古今東西の歷史に於て類例なき所の亂暴至極の振舞であります(「大隈はどうした」「馬鹿を言ふな」「靜肅に」「そんなに苦しいか」と呼ふ者あり)斯る場合に於てこそ、憲法が保障して居る所の兩院制度の得失が、始めて發揮せらるゝことであると云ふことを確信して居ります、倘ほ論じたい事は澤山ございますけれども、本員の足らざる所は、後に現るる所の同論者に於て補足せられることゝ信じて居ります、以上述べたる所の理由を以ちまして、本員は此政府の提案の如き不徹底なる所の、不論理なる所の、不公平なる所の選擧權の擴張、選擧區制の變更、別表の改正に就ては、根本より之に反對し、政府提案の否決を要望する者であります。

〔拍手起る〕

(參照)

衆議院議員選擧法改正案別表に對する意見

若し政府原案別表全部に渉りて原案の缺點を指摘せは其箇所非常に多きに上るへきも茲には唯已むを得さる場合に限り變更の必要あるものを揭くれは左の如し

大阪府

第六區及第七區を左の通り改むるを要す

第六區　東成　一人　第七區（西成、豐能）二人

第八區（三島、北河内）一人

理由　原案第六區は東成西成兩郡を合して一區と爲せるも此兩郡は大都市を狹みて相隔つるのみならす市の膨脹に伴ひ兩者の關係益々疎隔するの傾向を有す又原案第七區中豐能と北河内とは三島郡を隔てゝ相互の關係甚薄く人情風俗全く異るものあり何れも地理上適當の組合せなりと云ふへからす而して東成郡は其人口十三萬七千一人なるか故に先つ之を獨立の一區とし次に西成豐能を合して一區二人三島北河内を合して一區一人とせは地勢上の配合其の宜きを得之を人口配當上より見れは前者は二十一萬八千六人後者は十六萬五千三十九人と爲り稍不均衡の嫌を免れさるも原案に比し格別の差異あるに非されは寧ろ地理上自然の配合に從ふを當然とす

兵庫縣

第四區第五區を合して一區二人とし第十二區第十三區を合して一區二人と爲すを要す

理由　五區川邊有馬は山岳を隔てゝ境域相接すると雖とも交通關係は何れも武庫郡に密邇し地勢上三郡一選擧區と爲すを適當とし之を舊小選擧區區制の沿革に照すも亦一區二人の制を執りたるのみならす昨年政友會提案の別表改正案中にも亦此の舊制を踏襲したるに拘はらす今般の改正案中に於て殊更に此を分離したるは不可なり第十二區第十三區は亦舊小選擧區制に於て但馬國一圓一區二人と爲せしを特に分割したるものなるか由來同國は兵庫縣の北隅に偏在し其の地勢は之を兩區に分割するに適せさるのみならす九郡共通の人情風俗を有し原案の如く區畫するは不自然なるを免れさるか故に寧ろ舊制に從ひ一區二人と爲すの適切なるに如かさるなり

長崎縣

第五區及第六區を併せて一選擧區二人と爲すを要す

理由　第六區中の壹岐郡は舊平戸藩にして風俗慣習第五區たる北松浦郡と稍一致し且つ汽船の交通僅かに三時間に過きす從つて日常の取引交際の關係頗る密接なり之に反し南松浦郡と壹岐郡とは共に遠隔の離島にして舊藩を異にし古來何等の交渉關係なく風俗習慣亦全然相違し曾て兩島間に航路の開けたる事すらなし現行區制改正前の小選擧區に依るも第四區は北松浦、壹岐、石田（石田郡は後に壹岐に合併せらる）一人第五區は南松浦郡一人とせるを見る然れとも若し此の舊制に依るときは北松浦壹岐は人口十九萬一千四百二十三人南松浦は人口十萬一千八百十一人にて各一人を選出することゝなり著しく不均衡を來すことを免れ難きを以て寧ろ修正案の如く兩者を合して一區二人の選擧區と爲すを至當なりと認む

新潟縣

第七區南蒲原古志を分割して各獨立の一區と爲すを要す

理由　南蒲原郡は人口十萬三千二百五人古志郡は九萬七千七百八十九人にして略相均しく之を小選擧一區一人を原則とする原案の主旨より見るも兩者を分立するを相當とす況んや此兩郡は接壤地なれとも地形狹長にして利害の關係薄く人情風俗も亦自ら異れるに於ておや之を第八區三島郡人口十萬三千二百五人第九區刈羽郡人口十二萬三千六百七十三人にして最も密邇せる此兩郡を分立せるに對比し益々修正案の妥當なる事を推知するに足る

三重縣

第八區度會志摩第九區北牟婁南牟婁を併合して一區二人と爲すを要す

理由　舊小選擧區制に依る沿革上より見る第八區第九區は分割せさるを適當とするのみならす第八區は人口十六萬七千百二十五人第九區は人口十萬三千百三十六人にして隣接せる兩區の間其差六萬以上に上るか故に之は人口配當上の均衡を圖る點より論するも此兩區は當然一選擧區たるへきものなり昨年政友會の提出したる小選擧區案に於ても尚一區二人案なりしか這般特に兩者を分離したるは其の理由を知るに苦まさるを得す

愛知縣

第四區中西春日井は之を第五區の東春日井と合して一區一人とし同區中愛知は第九區の知多と合して一區三人とし又第十一區を分割して幡豆郡を獨立の一區一人と爲すを要す

理由　單に地理上の關係より見るも愛知と西春日井を組合すは不自然なるを免れす寧ろ相互密接の關係を有する東西春日井を合して一區とし愛知郡は其の隣接地たる知多と合するを自然の區域なりとす而して之を人口配當の上より見ん乎東西春日井兩郡の人口十六萬九千三百七十六人にて一人を選出することゝなり之を原案の知多郡十七萬三千三百七十五人を以て一人を選出するに比し配當平均に近きものと謂はさるへからす而して愛知知多人口合計三十二萬九千七百四十八人にて三人を選出するか故に一人平均十萬九千九百十六人と爲り是亦不當の配當率に非さるものと認む

原案第十一區中岡崎市を中心とする額田東加茂西加茂三郡と西尾町を中心とする幡豆郡とは全然風俗慣習を異にし之を舊藩時代の沿革に見るも將た現時の商業交通等の關係より考ふるも兩者を併合して一選擧區二人と爲せるは不自然の結合たるを免れす之を舊小選擧區制に就て見るも額田東西加茂は一選擧區と爲り幡豆郡は碧海郡と合して一選擧區たりしは寧ろ自然の地勢に從ひたる區畫なりと認めらる而して之を人口配當の上より看察せん乎幡豆郡は人口九萬一千七百九十四人にして他三郡は十三萬五千六百六十二人なり若し幡豆郡の人口過少にして獨立の一區たるに不充分ならん乎寧ろ之を碧海郡に合して一區二人と爲すを可とするも同郡の人口九萬餘は裕に一獨立區たるの資格を有するに足る例之山口縣佐波郡の如きは縣の中央に介在する地方なるに係はらす人口九萬一千百二十二人にして獨立の選擧區たり又德島縣の名東勝浦二郡一區の如き他の隣區と組合せ得へき適當の地位に在るに係はらす九萬七千八百二十七人にて之を獨立の選擧區と爲せし例に照せは本修正案は當然避くへからさるものと認む

靜岡縣

第三區第四區を併合して一區二人とし第八區中の周智郡を割きて第七區に併合するを要す

理由　原案第四區富士庵原は人口十八萬六千二百四十八人なるか其隣區たる安倍は人口十一萬三千四百六十四人にて其差實に七萬以上なり此兩區は地勢上何等の故障なき土地柄なるか致に人口配當上之を併合して均分を得せしむるは適當の修正なりと謂さるへからす又原案第七區は榛原小笠二郡人口二十萬七千二百十六人にて二人を選出するか故に一區十萬三千六百八人の割合となる而して其隣區たる第八區周智磐田は一區一人にて人口合計十八萬五千七百八十人に及ふか故に兩區人口配當上の差は八萬以上に及ひ著しき不平均の組合せなりと云はさるへからす若し修正案の如く周智を第七區に組替ふるときは人口計二十五萬六千三百六十三人一人平均十二萬八千百八十一人と爲り磐田郡は單獨にて十三萬六千六百三十三人と爲り人口配當上申分なき割合と爲る而して地理上の關係に於て周智郡は磐田と小笠とに相接し之を何れに組合すとも格別の差異なきことは地圖を一覽すれは明瞭なるへし

宮城縣

第四區の遠田郡と第五區の玉造郡とを組換へ第六區及第七區を併合して一區二人と爲すを要す

理由　第五區栗原郡と玉造郡とは連山を以て相境し彼此全く其流域を異にして交通關係決して密接なりと云ふへからす反之遠田郡と栗原郡とは國道及縣道筋にて交通の便多し而して玉造郡は其の地勢上より見るも鐵道交通の關係より見るも志田加美に密接せるか故に修正案の如く組換を行ふけ當然とす、府縣制實施以前に於て志田玉造は同一郡衙の管轄に屬したる沿革あり又舊小選擧區制の際には黑川、加美、志田、玉造及遠田を合して第三區一人とし栗原登米を合して第四區一人と爲せるに徵するも栗原と玉造との組合せは地理上の關係に於て不自然のものたるを推知するに足る、加之之を人口の點に見るも第五區は十一萬四千九百人第四區は十四萬四千三百八十人にして其差三萬九千四百八十人なり若し修正案の如くせは第四區十三萬四千七百四十九人第五區十二萬四千五百三十一人にして其差僅かに一萬二百十八人と爲り配當上の均衡を得るに近しと謂はさるへからす

第六區と第七區とは亦前者は人口十四萬三千〇九十七人後者は人口十一萬八千八百五十二人にて其差二萬四千二百三十五人に及ふのみならす海陸の交通關係に顧み且つ舊小選擧區制に於て栗原登米

を合して一區とし桃生牡鹿及本吉を合して一區と爲したる沿革に顧み此兩區を合して一區二人と爲すを至當なりと認む

山形縣

第五區を分割して東田川西田川兩郡を以て一區一人として飽海郡を獨立の第六區と爲し第六區最上北村を第七區二人と爲すを要す

理由　原案第五區は二十七萬五千七十六人にて三人を選出するか故に一人平均人口九萬千七百二十五人なり之を其隣區十八萬千百十六人にて一人を選出する第六區に比すれは非常に不權衡のものと爲る、抑も原案制定の趣旨は一區一人を本則と爲し人口配當上已むを得さる場合には、一區二人とし尙地勢の關係其他に於て萬已むを得さる場合に一區三人の特別例外を設くるものとす然るに本縣第五區の如きは地勢上及人口の配當上之を二區に分割すること決して困難に非らす即ち東西田川人口十七萬三千六百九十四人にて一區を爲し飽海は獨立して人口十萬一千四百八十二人を以て一區を形成するに於て何等の支障あるなし此の如く一區一人の原則を以て選擧區の組合を行ひたる上に於て原案第六區は人口十八萬一千百十六人にして原案第四區又は修正案第六區に比し人口多數なるか故に殘餘の一人を之に配當して一選擧區二人と爲すは議論の餘地なき配當なりと信す

秋田縣

第七區平鹿雄勝を分離して各獨立の選擧區と爲すを要す

理由　平鹿十萬五千九百九十九人雄勝は人口八萬七千二百六十八人にして何れも優に獨立と爲すに足る人口を有す若し兩郡人口の差一萬七千餘に上るか故に人口配當の均分を得んか爲に兩者を併合せるものなりとせは第三區の山本は十一萬一千五百九十一人を以て獨立の一選擧區とし第四區は其隣郡たる北秋田と鹿角を合して十八萬一人を以て一選擧區とし其差實に七萬人に近きか故に當然此兩區を併合して一選擧區二名と爲さゝるへからさる理なり明治四十五年政府提出の小選擧區制原案に於ては修正案の如く平鹿雄勝を分立し尙昨年政友會提出の原案に於ても亦此兩郡を各獨立とし爾來何等事情の變化なくして之を併合せるは其趣旨何れに在るやを知るに苦まさるを得す

福井縣

原案第二區は之を兩區に分割し且つ第四區の丹生南條を今立南條に改むるを可とす即ち第二區を坂井郡一人とし第三區を大野吉田二郡一人第四區を足羽丹生二郡一人第五區を今立南條二郡一人と修正するを要す

理由　政府案一區一人の小選擧區を原則とするものとせは特に第二區に限り地理上及人口配當上之を兩區に區分すること容易なるに拘らす四縣を併合して二人一選擧區と爲したる理由を知るに苦まさるを得す即ち修正案の如く第三區吉田大野は地理上密接の關係を有し其人口十三萬百三十人にして獨立の一選擧區たるに適し又足羽丹生を合して人口十一萬三千七百六十八人にて此れ亦適當なる一選擧區たるを見る而して原案に於ては南條丹生の兩郡を合して一選擧區と爲せるも南條今立の兩郡は郡制實施前一郡役所の行政區域たりし舊來の關係を有するのみならす現に區裁判所の管轄區域同一にして地形上兩者を組合はすは當然の處置たり而して此二者を合して人口十一萬六十五人なるか故に一選擧區一人として人口配當上亦決して不條理にあらさるを見る

石川縣

第二區第三區を合して一區二人と爲すを要す

理由　原案第二區第三區は金澤の西部に位して地理上一圓と爲れるのみならす前者は人口十一萬三十二人後者は人口十七萬千三十八人にして相互の差五萬八千二十六人に上る故に人口配當上の均等を得る上より見るも此兩者の併合は當然已むを得さる修正なりと認む

島根縣

第三區中簸川郡を獨立の一區一名と爲し仁多大原及飯石の三郡を第二區に併合して一區二名と爲すを要す

理由　簸川郡は人口十三萬二千九百七十七人を有する大郡にして優に一郡一選擧區たるに足るのみならす地勢亦出雲國の西北に位し獨立の選擧區と爲すに適す而して第二區八束能義に加ふるに仁多大原及飯石を以てせは人口三十一萬三千百十八人にして二人選出に適當の人口を有し地理上の關係に於て亦決して不自然なる結合に非さるを見る

香川縣

第三區第四區を併合して一選擧區二人と爲すを可とす

理由　第三區香川小豆二郡人口計十四萬四千六百二十七人にして其の隣區たる第四區は大川木田二郡人口計十七萬五千三百二十九人なり此兩區に對する人口の配當均分ならさる點に顧みれは兩者を合して一選擧區二人と爲すを相當なりとす若し人口の不平均此の位のものを已むを得さるものとして兩者を二區に分割する以上は第五區綾歌仲多度を合して一選擧區二人と爲したる理由なき筈なり何となれは綾歌郡は人口十二萬二千八百七人仲多度郡は人口九萬七千二百二十九人にして兩者は截然分立し得へき資格を具備するものと云はさるへからす此の如く甲に分ちて乙に合し一貫の主張を缺く所以のものは一派の黨略上の便宜に出つるの疑なき能はす

高知縣

第二區土佐吾川長岡三郡を合して一選擧區二人とせるも第二區は土佐吾川二郡一人とし第三區安藝香美に加ふるに長岡を以てし一選擧區二人と爲すを要す

理由　原案第二區は三郡人口總計二十萬四千五百三十六人にして一人平均約十萬二千餘人の割合なり之を東隣の第三區十六萬四千四百四十七人西隣の第四區十五萬二千四百五十人に比し著しく差異あり今之を修正案の如くせは第二區は人口十二萬八千九十五人と爲り第三區は二十四萬八百八十八人にして一人平均十二萬四千餘人と爲り人口配當の上に於て最も公平の結果を見る而して長岡郡は地勢上より見れは之を第二區第三區何れに編入するも不可なきか故に人口配當の不均衡を犧牲として第三區に結合するに及はさるなり

福岡縣

第九區乃至第十三區を左の如く改む

第九區	筑紫	朝倉	糟屋	二人
第十區	宗像	遠賀	鞍手	二人
第十一區	嘉穗			一人

理由　原案第十區は人口二十九萬九千七百四十一人にて三人選出とし一人平均人口九萬九千九百十三人なり而て其隣區たる第十一區筑紫朝倉二郡の人口十七萬七千四百四十一人を以て一人を選出するか故に人口配當上彼此著しき不均衡を免れす加之第十區は地理上及人口配當上必しも三郡を合して特別例外の一區三人制を採用せさるへからさる事由なく嘉穗郡は人口十一萬三千五百六十九人を有し裕に獨立の一區と爲すを妨けさるを以て一區一人の原則に從ひ先つ同郡を單獨の一選擧區とし次に筑紫朝倉糟屋の三郡を以て一區二人、宗像遠賀鞍手の三郡を以て一區二人の組合せを行ふときは啻に地理上の關係に於て不自然ならさるのみならす人口配當上原案の如き不均衡を見るの比にあらす即ち筑紫朝倉糟屋の三郡人口合計二十四萬一千四百四十九人一人平均十二萬七百二十五人と爲り宗像遠賀鞍手の三郡人口合計二十三萬七千八百九十五人平均十一萬八千九百四十八人と爲り最も公平なる按排を得るものなりと謂はさるへからす

大分縣

第六區西國東、東國東に加ふるに速見を以てし一區二人とし第七區を下毛、宇佐一區一人と爲すを要す

理由　宇佐下毛兩郡は常に豐前二郡と合稱し人情風俗相等しく一般の關係亦親密にして舊選擧區制時代に於ても一區たりしなり速見は宇佐と境域を接せるも豐後の中央にして人情全く豐前二郡と異れり、東國東及西國東の一部とは舊同郡たりし關係多く人情亦相近く現に速見と東國東とは同一稅務署の所管たり唯人口割より算出すれは原案の東國東、西國東二郡の計十一萬五千二百七十五人下毛宇佐速見三郡計二十五萬三千九百六十五人一人平均十二萬六千九百八十二人となるに比して修正案の速見東國東西國東三郡計二十萬八千二百八人一人平均十萬四千百四人下毛、宇佐計十六萬一千三十二人と爲り聊か不均衡の嫌なきに非さるも人口割にのみ重きを置き地理上自然の區劃を無視せるは不當なり單に人口配當の上より論すれは大分縣内に於てすら第三區南北海部の人口は十八萬三千九百九十五人に及ひ之を修正案第七區に比し二萬二千九百六十三人過多なり而して第三區の隣區たる第二區大分郡は十萬一千三百三十八人にして修正案第六區の一人平均人口に比し二千七百六十六人過少なり而して單に人口の平均を求めんと欲せは第二區と第三區は之を合併し一區二人と爲すを適當とす畢竟二者を區分せる理由は人口配當の不平均を犧牲として地理上の關係を顧慮せるに依

る之と同一理由に依り第六區第七區を地理的關係に顧み修正案の如く改むるは當然の事なりと信す

佐賀縣

第四區小城杵島及藤津の三郡二人一區を杵島藤津二郡一人一區と爲し第五區東西松浦兩郡に加ふるに小郡町を以てし二人一區と爲すを要す

理由　元來小城郡は地理上東松浦郡と最も密接の關係を有するのみならす之を人口配當の點より見るも原案第五區人口十九萬七百六十九人に對し一人を選出せしむるは妥當にあらす若し修正案の如くせは第四區は十七萬九千四百十五人に對し一人第五區二十五萬八千八百四十一人に對し二人を選出せしむる事となるか故に比較的に均衡を得るものと云はさるへからす斯の如く地理上及人口配當上明白の理由を排して不自然なる組合を爲せるは黨略上の理由に基くものと非難せらるゝも辯解の辭なかるへし

宮崎縣

第一區を宮崎、南那珂及東諸縣二人第二區を北諸縣西諸縣一人、第三區を兒湯、東臼杵、西臼杵二人と爲すを要す

理由　原案第二區十八萬六千四百十八人にて二人第三區十六萬五千四百十四人にて一人を選出するは人口配當上不適當なりと云はさるへからす若し修正案の如くせは第一區二十萬三千百八十六人にて二人第二區十五萬一千五百二十三人にて一人第三區二十四萬四百五十一人にて二人を選出する割合と爲り大に配當率の不平均を緩和することを得而して之を地勢上より見るも兒湯郡の中心より東西臼杵の北端に到る距離と南那珂郡の南端に達する距離とは寧ろ前者の方近くして之を何れの方に組合するも甲乙なしと云ふへく又東諸縣郡は西諸縣よりは宮崎郡の方特に密邇の關係を有するか故に本修正案は地理的關係に於ても決して不自然なる組合せに非さるものと認む

北海道

第十一區及第十二區を合して一區三人と爲すを要す

理由　單に人口配當の上より見れは敢て原案を不當なりと云ふへかさるも之を地理的關係に顧みれは函館支廳管內と檜山支廳管內とは地勢交通の上に於いて密接離るへかさるものありて原案の如く利害關係相疎隔せる檜山後志を併合し函館を獨立したるは大缺點たるを免れす此故に人口地理の二點を顧慮し兩者を合して一區三人とするは已むを得さる配合方法なりと信す現行制に於ては函館檜山兩管內と後志管內中の舊壽都管內とを合せて一區を形成し曩に明治四十五年政府提出の原案に於いても亦函館檜山を合して一區とし別に後志を以て獨立の一區を形成せしめたり唯現時の人口配當の上より見て玆に四十五年の政府案を踏襲すへからさるか故に本案の如く修正するを妥當なりと認む此の如く兩區を合するも其境域廣大ならす之を本道の他の選擧區に對比せは地理上の區劃寧ろ其の宜しきに適せることを看取し得へし

○議長(大岡育造君)　松田源治君。

〔松田源治君登壇〕

〔拍手起る〕

○松田源治君　諸君、衆議院議員選擧法の改正案は頗る重大なる法案であることは、本員も承知致して居るのであります、齋藤君は昨日の委員會に於て、今井君から小委員會の請求があつて、本案を一括して或一致點を見出す爲めに、之に付託する方が宜しいと云ふ贊成の意見を唱へたのであります、然るに吾々の之に反對する理由は、假令衆議院議員選擧法は憲法附屬の法律なりと雖も、四十五年以來の懸案である、而して明治四十五年に西園寺內閣に於て、時の內務大臣原氏は衆議院に提出するに當つて、其前年の明治四十四年に、朝野の選擧法に精通して居る所の委員を指名しまして、內務省に於て衆議院議員選擧法改正調査會と云ふものを組織して、愼重審議をした結果、四十五年の提案となつたのであります其時分は主として大選擧區を小選擧區に變へると云ふことであります、其後に各黨各派より、衆議院議員選擧法の改正案と云ふものは每年々々此議場に現れました、先達衆議院事務局より配付されたる、修正案の沿革が書いてある書物に依りますれば隨分澤山の修正案が出まして、其都度々々愼重なる審議を致して居るのであります、又昨年の如きも、憲政會からも、國民黨からも、我黨からも改正案を提出しまして、愼重審議を致し、小委員に付託しましたけれども、遂に一致點を見出すことが出來ずして、小委員會は閉會したのであります、斯の如く既に今日は、如何に衆議院議員選擧法を改正するかと云ふ所の實行の時代に移つて居るのであります、吾々は國民の代表者として、衆議院議員選擧法の改正案は、餘程注意をして研究致して居るのであります、徒らに小委員會を設けて、之に付託しました所が、今日の形勢に於ては、到底一致點を見出すことが出來ないと云ふことは明かなる事實であります(拍手起る)然るに拘らず、無益の小委員會を設けて、而して愼重審議に名を藉りて本案を延期すると云ふやうな魂膽は、吾人の大に採らざる所であります(拍手起り「のう〳〵」と呼ふ者あり)故に私は此小委員會を設けると云ふ提議には、絕對に反對致したのであります(「そんな事は餘計な事だ」「默れ」と呼ふ者あり)齋藤君が之を言つたから言ふのであります、齋藤君が之を言つたから言ふのであります、而して衆議院議員選擧法改正案の主たる所の項目は……

〔「三木君が屢々喋舌つて居る」「三木默れ」「懲罰」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　靜肅に……

○松田源治君　選擧權の擴張であります、次は區制であります、次は罰則であります、衆議院議員選擧法の改正案に就て選擧權の擴張と云ふ事は是は時代の要求で有ます立憲政治の究極の目的は制限選擧を撤廢して普通選擧に爲すと云ふ事は當然の話で有ます併し此の議場の模樣に依りますれば、國民黨の提案も憲政會の提案も、政府の提案も、矢張制限選擧でありますから此所に於て普通選擧の可否を論ずる必要は本員は無いと考へるのであります(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)而して此財產資格を何所までに擴張するか、政府案は三圓であります、國民黨と憲政會は二圓であります、是は主義の爭ではない、二圓を以て三圓よりも主義上宜しいと云ふことは言へないのであります、是は五十步百步の議論であります、私は多く論ずる必要は此點に於て認めないのであります、今日の府縣制其他を斟酌しまして、府縣會議員の選擧權と同一の擴張の程度に止め置くことが、當然の事と思ふのであります(拍手起る)それから最も重要なる問題は、智識階級に選擧權を與へる智識階級と申しまするけれども、智識階級の總てを含んで居るのではありませぬ、中學校卒業以上、即ち中學校卒業以上の者に選擧權を與へる、國民黨も然りであります、併し憲政會のはそれに制限が附いて、獨立の生計を營む者となつて居るのであります、是が政府案に無い、即ち中學校卒業以上の者に選擧權を與へると云ふ事が政府案に無い是は無いのが當然である、智識階級は中學校卒業生のみではありませぬ、他に澤山あるのである、政治を了解し、政治上の判斷を爲す者は、中學校を卒業した人よりも、世の中の世故に富み、經驗に富み、政治上の判斷を爲す者は、全國に何十萬あるか分らないと思ひます、之を捨てゝ僅に三圓の範圍に入らない所の十八萬、憲政會の案にすれば十萬であります、獨立の生計を營む者と云ふ事を入れますから十萬であります、此十八萬か十萬かを保護する爲めに、特權階級を設けて、其他の智識階級と區別して不平等なる取扱をすると云ふ事は、自由平等の世界的思想の熾なる今日に適しないものである、(「そんな間違つた議論は無い」「愚論々々」と呼ふ者あり)諸君は普選選擧の提案をせずして――普通選擧の提案をせずして、斯る不徹底な事をするから、特權階級を保護しなければならぬと云ふことに歸著するのであります、丁度英國に於きまして諸君等も御承知でありませう、千八百六十七年に「ヂスレリー」が斯る案を出しました、斯る案を出した時分に、其時の反對黨の「グラッドストーン」は何と言つて反對した、是は「ファンシー、フランチャイズ」である、即ち勝手に定めたる選擧資格である、想像的の選擧資格であると言つて反對して、此案は葬られたのであります、諸君等の唱へる選擧資格は「ファンシー、フランチャイズ」即ち想像的の選擧資格、勝手に定めたる選擧資格を玆に拵へて、其他の智識階級を排斥すると云ふ事は、今日の時代に決して容れられないものと、私は斷言致すのでございます(拍手起る)總ての歐米の先進國を御覽なさい、普通選擧に行かない前に、制限選擧を採つて居る時に、何所の國に斯う云ふ制度がございますか(「日本とは違ひます」と呼ふ者あり)小さい國にはあります、小弱國にはありますけれども、憲法政治の發達して居る强大國に於て、制限選擧を採つて居る時分に、斯る智識階級の名に隱れて、さうして不平等な事をした國は一つも無いと云ふことを、私は斷言するのであります(拍手起る)又國民黨の此現役を了へたる所の陸海軍の軍人に選擧權を與へる、是も頗る不徹底であります、選擧權を與へる所の根本は政治を解すると云ふ事が主旨であります、政治を判

斷すると云ふ能力を有して居ると云ふ事が其與へる標準であります、兵隊に入つて政治教育をするのではありますまい、政治教育は禁ずるのである、現に現行の衆議院議員選擧法に於きましても、現役の陸海軍人は選擧被選擧權を有つて居らないのである、軍隊に入れば政治教育は致さぬのである、政治教育を禁ずるのである、然るに此現役を了つたる所の人に選擧權を與へると云ふことは、即ち此兵役を了つたる所の報酬として與へると云ふ論理より外に無いと私は思ふ、斯る事は選擧權の根本思想に合はないのであります――選擧權の根本思想と合はないのであります、即ち兵役の義務を了れりと云ふ報酬に、選擧權を與へると云ふ嫌ある事をすることは、不徹底極まる所の案であると私は思ふのであります(拍手起る、「のう〳〵」と呼ふ者あり)故に此制限資格を取る以上は、どうしても財産を標準に致し、納税資格を標準とするより仕方がないのである、中學校以上の卒業生に選擧權を與へるとか、現役の義務を了つたる陸海軍の軍人に選擧權を與へると云ふことは、是は普通選擧が施行せられる時分に、解決するより外仕方がないと私は申すのであります(「議員倶樂部で待つて居る」「默つて居れ」と呼ふ者あり其他發言する者多く議場騷然)それから次は區制であります。

〔「默れ、脅迫とは何だ」「何を言ふのだ」「議員倶樂部で待つて居るとは何の事だ」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 靜肅に……

○松田源治君 次は區制であります。

〔「靜肅に致しますが、議員倶樂部の脅迫とは何事です、而も政友會の幹事ですぞ」「默れ〳〵」と呼ふ者あり議場騷然〕

○議長(大岡育造君) 靜肅に……

○松田源治君 吾々は大選擧區に變へるのであります、現行の大選擧區に變へたる時分の――小選擧區を大選擧區に變へたる時分の主たる理由は、床次内相よりも說明がありましたが、第一に小選擧區は大人物が出ない、大選擧區でなければ大人物が出ない、國家的の人物が出ない小選擧區の時分は地方的の人のみである、故に小選擧區を大選擧區に變へるのである、又小選擧區では少數代表が出來ないのである、多數の代表も出來ないのである、區が小さくなるから投票が分裂されるが故に、多數の代表も出來ないのである、故に小選擧區を變じて、大選擧區と爲したりと云ふ理由であります、然るに果して小選擧區は大人物を選出するに不都合でありませうか私は決して不都合ではないと思ひます、選擧區の大小と云ふものは、人物の大小には關係が無いのでありますが實際の例を擧げて申しますれば、今日大臣になられて居る人も、議長になられて居る人も、小選擧區時代から出て居る人が多いのである、内閣總理大臣の原氏は盛岡市、即ち小選擧區から出て居るのである、(拍手起る)床次内務大臣は、鹿兒島の市から出て居るのである(拍手起る)床次内務大臣は鹿兒島の市から出て居るかと思へば、中橋文部大臣は金澤の市から出て居るのである(拍手起る「野田卯太郎はどうだ」と呼ふ者あり)斯の如く、私は……(「武富は如何」と呼ふ者あり)選擧區の大小に依て、人物の大小があると云ふことは考へぬのであります、何方に致しましても是は當然の事であります、何方にしても區別は無いことであります、又小選擧區が少數代表の制度でない、是は大選擧區も少數代表の制度ではありませぬ、即ち大選擧區に立つた少數黨が一人出る場合は、是は或は少數代表が出來ませう、然るに二人以上出る時分に於ては其黨に規律節制が無ければ、二人の勢力を持つて居つても、一人は落選して、たつた一人しか當選することが出來ないのであります(拍手起る)又多數の黨派で五人出る所の勢力がありましても、其の規律節制が紊るれば、五人は三人に減つて三人しか當選が出來ないと云ふことは、數多の例が之を證して居るのであります、(「制度の罪に非ずして人の罪なり」「默れ」「のう〳〵」と呼ふ者あり)即ち第八回に東京市に於て政友會は二千百八十七人の有權者で以て三人出して居ります、憲政本黨は二千四百五十一人で二人選出致して居ります是は二千四百五十一と云ふ多數の投票を以て當選せられたる數は僅に二人、政友會はそれよりも少數で以て、二千百八十七票で三人當選致して居るのであります、又奈良縣の郡部に於ては、政友會は三千九百三十二票で二人出て居ります、憲政本黨は三千九百七十五人で一人出て居ります、即ち憲政本黨の方が、投票の數に於ては多いけれども一人しか出すことが出來ないのであります(「それは過渡時代の例なり」と呼ふ者あり)又秋田縣は郡部に於きましては六千六十九票で政友會は二人出して居ります、憲政本黨はそれよりも少數、即ち五千二百七十二票で三人出して居るのであります、又愛媛縣の郡部に於ては、四千七百二十票で以て二人政友會は出しました憲政本黨は四千六百八十八票で以て三人出て居るのであります、又十二回の選擧に於きましては、山形縣の郡部に於て一萬千四百五十六票で政友會は二人出て居ります、同志會は九千七百二十一票で三人出して居るのであります、又廣島縣の郡部に於ては五千七百五十九票で政友會は二人出て居ります、同志會はそれよりも多數の投票、即ち九千三百六十三票で以て、一人しか出て居りませぬ第十三回の選擧に於きましては茨城縣の郡部より政友會は一萬七千七百一票で五人出て居ります、憲政會は一萬八千四十七票で以て四人しか出て居りませぬ、福島縣郡部に於ては、一萬三千四百八十八票で政友會は四人出て居ります、憲政會は一萬八千八百四十三票で、三人しか出て居りませぬ、高知縣郡部に於ては、政友會は六千九百五十四票で二人出て居ります、憲政會は六千四百五十二票で以て三人出て居ります、斯の如く大選擧區に於ては、規律節制が紊るれば多數も決して多數の議員を出すことが出來ぬと云ふことは、之を見ても明かなる、私は例證であらうと思ふのであります(拍手起る、「制度の罪に非ず政黨の節制なきが故なり」と呼ふ者あり)又小選擧區が少數代表が出來ない、是は決して出來ないのではないのであります、事實が證して居ります今日の市は小選擧區であります、然るに國民黨も出て居ります、憲政會も出て居ります、政友會も出て居れば、無所屬も出て居ります、各々其勢力に應じて、少數代表と云ふものは、完全に出來て居ると云ふことを、我輩は斷言致すのである(拍手起る)又大正六年寺内内閣の下に行はれたる所の投票です、之を各選擧區に割當てまして、按分比例で拵へたる表があります、其表に依りますれば、東京市の第一區は國民黨が三割の投票がありますから、是は一番多いから國民黨が當選致します第三區は憲政會が五割四分ありますから、憲政會が當選致します、それから第十區は政友會が四割二分ありますから、是が一番多數の勢力がありますから、此所では政友會が當選致します、又少數黨たる國民黨に於きましても福岡縣に於きましては、第八區で以て五割二分の勢力を維持されて居りますから、是は國民黨が當選致します、福岡縣の第十四區に於きましては、國民黨が四割九分を占めて居りますから、此の所でも大多數の勢力を占めて居るから、當選致します、今日の國民黨の狀態に於きまして、福岡縣は一人の代表者を出して居りますけれども、小選擧區を施行しますれば、二人の代表者を得ると云ふことになるのであります、其の他一々朗讀すると繁雜になりますから議長の許可を得て是は速記錄に添付致すことに致します、此勢力の分布したるものを見まして之を合計致しますると、如何なる結果が出ますかと申しますれば今回改正したる所の、小選擧區に依りますれば憲政會が百六十五人出るのであります、政友會が百八十六人出ます、國民黨が三十七人出るのであります、無所屬が七十一人出るのであります、其他大垣市及北海道、不明なる所が二箇所ありまして、勢力の均衡を得て居る所が三箇所ありますから、不明が五人になります、斯の如く國民黨も無所屬も其代表者を出すことが出來、政友會の如きは百八十六人、今に較ぶれば僅かの數が增して居りますけれども、憲政會はどうでありますか、憲政會は百六十五人を選出するやうな、利益のある所の選擧區制になつて居るのではありませぬか(拍手起る)斯の如く小選擧區を以て少數代表が出來ないと云ふやうなことは事實が否認して居るのである(笑聲起る)此事實に依りますれば、小選擧區は大選擧區以上に、少數代表と云ふ事が私は出來る制度なりと申上げて差支ないと思ひます(拍手起る)唯々彼所に二十票、彼の隅に百票、彼の所に五十票と云つて全縣下で掻集めて何等の根抵、何等の勢力の無い者を出す必要は無いのであります、斯る少數代表は憲政治下に於て私は腐敗の根源であると云ふ事は斷言致すのであります斯の如く少數代表は小選擧區に於ても出來るのであります、又多數代表の如きは小選擧區に於ては完全であります、一區一人が原則でありますから、多數黨が勝つのである、投票の分列も無いのであります故に小選擧區は大選擧區に比較すれば多數代表に就ては最も完全なる制度と申して私は差支ないと思ふのであります、(「多數代表に完全であれば少數代表に不完全なる事は分り切つて居る」「三木默れ」と呼ふ者あり)それで先程齋藤君が比例代表の制度を唱へました、成程比例代表の制度は少數者は其少數に

應じて當選せしむる事が出來ます、多數黨も比例して其多數が當選する事が出來ますけれども之には大なる缺點がある、今日世界各國に於ては比例代表を採り掛つて居る傾向があると云ふ事は齋藤君は述べられましたけれども是は大なる間違であります（「知らないのだ」と呼ぶ者あり）英國に於きましては、昨年選擧法の改正に於て、比例代表の制度を採らんとして、選擧法改正案の二十條に之を規定して、「グレートブリテン」から三名以上七名以下の選擧區を拵へて、百人だけ比例代表の制度に於て、議員を選出せんと云ふことを企てたのであります、而して此爲めに勅令に依り、委員會を組織すべしと云ふことになつたのであります、然るに委員會が組織されて其委員會ではどうなりました、昨年五月十二日に於て比例代表の制度は廢棄された、今日比例代表の制度は、英國に於て採用しないと云ふことになつたではありませぬか、それは如何なる理由で廢棄されたかと申しますれば、少數代表と云ふことは、立憲政治に於ては尊敬しなければならぬ事であるけれどもそれ以上に注意しなければならぬ事があるのである即ち如何なる政府に如何なる政治を爲させるかと云ふことは、立憲政治に於て、少數代表以上に考へなければならぬ事である、即ち大多數の黨派に依て、鞏固なる政黨の地盤に依て維持されたる政黨內閣でなければ、大なる政策を國家の爲めに、徹底的に斷行することが出來ないと云ふことになつて居ります（拍手起る）是が立憲政治に於ては、最も注意しなければならぬ所であります、少數代表と云ふ事も餘程注意しなければならぬけれども、少數代表以上に如何なる政府に如何なる政治をさせるかと云ふことは、最も注意しなければならぬのであります、日本に於きましても近くに例があります、官僚內閣の爲したる政治の迹を見、政黨內閣の爲したる政治の迹を見たならば、此の事は最も明瞭に判斷されることが出來ると思ふ（拍手起る）現內閣は申すまでもなく、政友會なる多數黨に維持されて居るところの政黨內閣であります、就任以來日未だ淺きに拘らず、反對黨は如何なる批評があるかは知りませぬけれども（「君等の言ふことでない」と呼ぶ者あり）教育を改善して、高等諸學校の大擴張なる政策を徹底的に爲したではありませぬか、鐵道問題に就ても、交通機關を速成する大なる政策を徹底的に斷行したではありませぬか（拍手起る）官僚內閣の如き時代に於いて、假令少數代表が完全に出來ても、左顧右眄何等のことをすることが出來ないと云ふことは立憲治下に於ける所の大なる缺點であると私は考へるのであります（拍手起る）斯の如く少數代表と云ふこととも注意しなければならぬけれども、それ以上に立憲政治に於て注意すべき點があると云ふことで、比例代表の制度は今日は廢棄して、何所の立憲國に於きましても――小弱國を除いて何所の立憲國に於きましても、今日は小選擧區を以て世界共通の制度と致して居るではありませぬか（拍手起る、「山梨縣の辯解を願ひたい」「默れ」と呼ぶ者あり）大選擧區單記と云ふことはたつた日本一箇所しか無い、而して此大選擧區單記である故に、私が申したやうに、少數を比例して其少數通りに代表することが出來ず、多數を其多數に應じて代表することが出來ない、世界に於ける最惡なる制度を以て、工藤君が完全なる制度であると言ふことは、私は何事であるかと申さなければならぬ（拍手起る）それから小區選擧であると、賄賂とか暴行脅迫が盛になる、是も大變間違つた議論であります、買收の如きは大選擧區になつて非常に盛んになつて來て居る、小選擧區の時代はどうであります、今日と比較した時分には物價が廉いでありませう、物價が廉いのでありませうけれども、選擧費用は小選擧の場合は最も少額であつて、今日の如く多額になつたのは、大選擧區になつてからであると申上げる（「其通り」と呼び拍手する者あり）或者は一萬、或者は二萬、或者は三萬、或者は五萬の選擧費を使つて當選することがあるではありませぬか（「例へば六水君の如し」「止せ」「默れ」と呼ぶ者あり）又之に就ては大選擧區に於て選擧區が腐敗したと云ふことは、茲に統計を以て立證することが出來るのであります、即ち二十三年の選擧に於きまして……

〔此時發言する者多く議場騷然〕

○議長（大岡育造君） 靜肅に……

○松田源治君 選擧法の違反に依て處罰された者は僅に二百八十六人であります、第二回の選擧に於きましては三百二十三人であります、第三回、四回を合併しまして、是は明治二十七年に二度選擧がありましたから、之を合併して千百五十三人であります第五回、第六回は、之を合併して千二十九人であります、然るに第七回選擧から大選擧區になつて、此數は一躍して千八百六十一人になり、八回には千九百九十八人になり、九回は僅かであります、十回は千九百二十一人になり、十一回は三千九百五十人になり、十二回は八千三百三十二人になり、十三回は二萬三千三百七十七人になつて居るではありませぬか、是は檢擧に付て寬嚴と云ふことはありませう、私は此統計を以て絕對的の眞理とは言ひませぬけれども、大選擧區になると云ふと、成金とか、或は選擧區の地盤を持つて居らない人が、先程申したやうに其所で百票二百票、此所で三百票と云ふことで、全縣下で投票を掻集めて當選する爲めに、買收行爲と云ふ者が盛んに行はれるのであります、其爲めに選擧の地盤で持つて居る候補者は非常に迷惑をする大選擧區でありますと、假令定員が十人でも、其中にさう云ふ候補者が一人出て――一人出ても全體十人の候補者が影響を受けるのであります、故に大選擧區になつて以來買收行爲が盛んになつたと云ふことは、實に私は顯著なる事例であると申上げて差支ないのであります、又暴行脅迫の事でありますが、是は今回の選擧法は舊小選擧區制とは違つて居る、舊小選擧區の場合は記名投票であります、而して二人以上の場合は連記であります、今回の小選擧區は無記名であります、單記であります、而して大選擧區と同じく郡別けに投票を開くのであります、故に暴行脅迫は今回の小選擧區になりましても、以前の舊法時脅の小選擧區とは、全く其相違を生ずるであらうと思ふのであります、即ち此以前の小選擧區に於ては、暴行脅迫が行はれたと云ふことで、今回改正した所の小選擧區も矢張暴行脅迫が行はれると云ふことは、記名投票と無記名投票の、區別を爲さゞる所の誤に陷つて居るものと私は考へるのであります、又大選擧區が小選擧區に變りますれば、各候補者は地區の關係が狹少になりますからして、政見を選擧區民に徹底することも出來ます、立憲政治の爲めには、非常なる發達を期することが出來るのであります、又選擧取締に於きましても、無競爭なる選擧區が澤山出來ますからして、他に力を用ゐることが出來まして、選擧取締も完全に從底的に私は行ふことが出來ると考へるのであります、又選擧干涉の點は如何であるかと申しますれば、選擧干涉の點は小選擧區になれば政黨の地盤が鞏固になる、大選擧見たやうな散漫なものではありませぬ、薄弱なものではありませぬ、故に事實を以て例證致しますれば明治二十五年の小選擧區の時代に於て大干涉をやつたけれども、政府黨が負けて民黨が萬歲であつたではありませぬか、然るに大正四年の選擧干涉に於きましては、大選擧區の下に行はれたものでありますからして、政府黨は一躍して倍數になり、在野黨は半減したではありませぬか「十三回はどうだ」と呼ふ者あり）斯の如く小選擧區は政黨の地盤を鞏固にし、無競爭なる選擧區を各地に生ずるのであります例を申しますれば、第一回の時分は十箇所出來て居ります、第二回は九箇所出來て居ります、第三回の時は三十七箇所出來て居ります、第四回の時は三十八箇所出來て居ります、第五回の時は五十八箇所出來て居ります、第六回の時は百十一箇所出來て居るのでありますから、世の所謂大人物即ち國家有用の材は、其過半數が無競爭で當選が出來ると云ふことは、國家の爲めに私は慶賀に堪へざる次第であると思ふのであります（拍手起る）又補闕選擧の如きに至りましては、大選擧區は弊害があると云ふことを憲政會の諸君も認めて居る、全縣下を騷がし、無益の競爭を爲し、實に繁雜極まる所の制度であります、故に憲政會は不徹底なる改正案を出して居るではありませぬか、大選擧の場合は、同一の選擧區に於きまして三分の一以上の闕員が生じない場合は補闕選擧を行はないと云ふことの規定を設けて居るではありませぬか、私は是は實に不徹底なる規定であると思ふのであります、立憲政治に於て闕員があれば、直ちに選擧することは國家の要求であります然るに同一選擧區に於て、三分の一以上に達せずんば補闕選擧を行はない、東京市の如きは十五人、是が四票缺員を生じましても五名以上にならなければ補闕選擧を行はないと云ふことになれば、立憲治下から見たならば、頗る不徹底なる制度と申さなければならぬのであります、又東京市のみではない、諸方の選擧區に闕員が生じまして、三分の一に達しなければ選擧を行はぬと云ふことになつたならば、百二三十人の闕員が生じても選擧を行はないと云ふことの、大缺點を生ずるではありませぬか、斯る事は杞憂の事でありませう、併し法律を規定する以上は其事も考へなければならぬ、斯る不徹底なる所の奇妙なる所の規定を設けて、大選擧區の補闕選擧の弊

害を彌縫するよりも、其論を擲つて、吾々の小選擧區に降參した方が、餘程男らしい態度であると私は考へるのであります(拍手起る)又小選擧になりましては、同志相爭ひ、同志相侵すと云ふ事はありませぬけれども、今日の大選擧區に於ては、同志相爭ひ、同志相侵し、選擧の時分に於ては、同志の間に於て激烈なる爭を生ずるのであります、是が立憲治下に於て賞すべき事でありますか、斯る事をして決して立憲政治は圓滿に發達を期することは出來ないと私は思ふのであります、政黨の發達を爲し、政黨の地盤を鞏固にするに就ては、今日世界共通の小選擧區を採るより外仕方がないと申上げるのであります(拍手起る)それから別表の事であります、別表の事は是より後に我黨の武藤君が述べられますから、武藤君に讓ります(「山梨縣だけやり給へ」と呼ふ者あり)而して齋藤君の述べたる事は理由の無いと云ふことは、其時に明瞭になるであらうと思ふのであります、併し郡を剖かず町村を剖らずして小選擧區を作製する時分に於きましては、今回政府が拵へた案より、誰がやつても私は仕方がないと思ふ、或は地勢を考へ、或は交通の状態を考へ、或は舊選擧制時代の状態を考へ、國の歷史を考へ人情を考へたならば、此所の人口は此人口に較べて五萬の差がある、此所の人口は之に較べて六萬の差があると云ふことは、當然出來る次第であると考へます、諸君決して選擧法には、多數黨が何時までも多數黨で居れと容して居らぬ、少數黨は何時までも少數黨であると云ふ規定は無い、是から立憲政治が盛んになりますれば、政策に依て輿論が動くのであります、政策に依て輿論が動くのでありますから、今日の多數黨が、決して多數黨を永久に維持することが出來ないのであります、今日の少數黨は復た輿論の歡迎を受ければ、多數黨になることも出來るのであります、昨年の英國の選擧はどうであります、戰爭を徹底的に遂行すると云ふことを唱へた所の政黨は、大多數で當選したではありませぬか、不徹底に平和論唱へたる所の政黨は、慘めなる目に遭つたではありませぬか「アスキス」黨の如き、百何人から二十六人に減つたではありませぬか、而して「アスキス」氏も落選し、院内幹事も落選し、前大臣も落選し、二十六人は、之を指導する人が無い所の團體になつたではありませぬか、而して政府黨は反對黨を超過すること二百六十二人、今まで無い所の絶對的の多數を占めたではありませぬか、立憲政治が段々發達しますと、政策に依て國民の輿論の關係に違ふのであります、諸君等が今までの歷史を以て――四十五年以來歷史を以て、小選擧區に反對すると云ふことは、其抱負の小、其意氣の小、共に立憲政治を談ずるに私は足らないと思ふのであります(拍手起る)それで小選擧區は政黨の便利を圖り、政黨の地盤を鞏固にする所の案であります、政黨は今までの感情を棄てゝ今までの歷史を棄て、此小選擧區を維持されて而して日本の政治を改善し、日本の政黨政治の發達を期し、而して兩黨交々朝に立つて大なる政策を徹底的に行ふと云ふ事は、是は國家に盡す所の義務であると云ふ事を私は申上げるのであります、終に臨みまして、齋藤君は四十五年の貴族院の協議會の速記錄を朗讀致しまして、貴族院諸公の同情に訴へましたが、今日は四十五年に小選擧を行はんとした時代より、時代が餘程進步した、必ずや貴族院諸公は憲政の進步に利益ある所の小選擧區制を、歡迎することゝ私は考へるのであります(拍手起る)之を貴族院に迫つてまで貴族院に救濟して吳れと云ふやうなことを言ふのは、衆議院の權威を失墜致すことゝ吾々は思うて居るのであります、衆議院が憐を貴族院に乞ひ、衆議院が同情を貴族院に乞ふに至つては將來の立憲政治は如何になるでありませうか、實に私は憲法政治の上より概嘆に堪へぬ次第であります(拍手起る)どうか衆議院の權威を發揮し、政黨政治の完全を期し、立憲政治の發達を期するならば、諸君は吾々の如く小選擧區に贊成して、此小選擧區制を絶對の大多數を以て通過せられんことを、私は希望するのでございます。

〔拍手起る〕

(參照)

各派地盤一覽

小選擧區制に基ける

政府の選擧法改正案に依り小選擧區制に基ける別表に就き各派の各選擧區に於ける地盤關係を見るに左の如し尤も左表は前回總選擧當時に於ける各派候補の得票を各選擧區毎に合計し百分率に依つて各勢力の分布を算出したるものにて今回の改正案通過後選擧權擴張の結果當然有權者を增加する事となるへく各派か此新有權者の投票を前回總選擧當時と同樣の標準を以て獲得するを得るや否やは疑問なるも大體各派の勢力は此標準に依り分布さるへきものと見るへし(表中政は政友會、憲は憲政會、國は國民黨、中は新正會、無所屬等の中立派、各政派左側の數字は各選擧區に於ける各派勢力の百分率を示せるものなり)

選擧區	員數	各派勢力 政	憲	國	中
東京府(定員二十五名)					
一區	一	30	27	30	13
二區	一	31	27	30	12
三區	一	6	54	21	19
四區	一	9	26	50	15
五區	一	5	36	50	9
六區	三	25	33	31	11
七區	二	6	45	39	10
八區	三	9	41	32	18
九區	一	25	36	23	16
十區	一	42	27	17	14
十一區	一	24	39	10	27
十二區	一	95	5	—	—
十三區	三	53	47	—	—
十四區	二	54	46	—	—
十五區	一	70	30	—	—
十六區	二	70	30	—	—
京都府(定員九名)					
一區	二	14	28	33	25
二區	二	13	33	27	27
三區	一	21	71	—	8
四區	一	41	46	—	13
五區	一	45	42	—	13
六區	一	32	50	—	18
七區	一	8	52	—	40
大阪府(定員二十名)					
一區	三	—	8	21	71
二區	二	—	9	29	62
三區	三	—	6	29	65
四區	三	—	31	33	36
五區	一	16	—	42	42
六區	二	18	44	10	28
七區	二	34	52	3	11
八區	一	26	44	24	6
九區	一	11	50	34	5
十區	一	29	48	18	5
十一區	一	30	60	7	3
神奈川縣(定員十一名)					
一區	三	40	60	—	—
二區	一	10	68	—	22
三區	一	42	51	—	7
四區	一	19	42	—	39
五區	二	9	51	—	40
六區	一	13	29	—	58
七區	一	1	44	—	55
兵庫縣(定員十八名)					
一區	三	29	33	25	13
二區	一	47	53	—	—
三區	一	—	80	4	16
四區	一	5	68	15	12
五區	一	14	76	7	3
六區	一	4	33	51	12
七區	一	33	56	7	4
八區	一	13	28	44	15
九區	一	3	53	34	10
十區	一	2	30	65	3
十一區	二	18	26	50	6
十二區	一	48	50	1	1
十三區	一	26	63	10	1
十四區	二	46	54	—	—
長崎縣(定員九名)					
一區	一	30	31	—	39
二區	一	24	64	9	—
三區	二	54	40	5	1
四區	二	16	42	—	42
五區	一	68	30	2	—
六區	一	81	19	—	—
七區	一	—	36	—	64
新潟縣(定員十七名)					
一區	一	55	45	—	—
二區	一	24	59	17	—
三區	一	26	35	39	—
四區	一	58	42	—	—
五區	二	53	39	8	—
六區	二	39	58	3	—

七區	2	33	66	3	|
八區	1	43	58	|	|
九區	1	36	64	|	|
十區	1	24	76	|	|
十一區	1	53	40	8	|
十二區	2	54	21	25	|
十三區	1	57	43	|	|

埼玉縣(定員十名)

一區	2	41	53	|	6
二區	2	75	25	|	|
三區	2	76	24	|	|
四區	2	44	54	|	2
五區	1	91	8	|	1
六區	1	41	59	|	|

群馬縣(定員九名)

一區	1	|	|	|	100
二區	1	60	40	|	|
三區	2	69	13	|	18
四區	2	39	26	|	35
五區	2	35	38	|	27
六區	1	39	14	|	47

千葉縣(定員十一名)

一區	1	34	35	4	27
二區	1	52	10	30	8
三區	1	41	14	33	12
四區	1	33	47	3	17
五區	1	21	16	1	62
六區	2	27	41	2	30
七區	1	62	24	1	13
八區	2	40	37	1	22
九區	1	35	48	|	17

茨城縣(定員十一名)

一區	1	56	|	|	44
二區	1	51	43	|	6
三區	1	69	29	|	2
四區	2	54	46	|	|
五區	1	29	67	|	4
六區	1	47	51	|	2
七區	1	43	50	|	7
八區	1	39	42	|	19
九區	1	32	48	|	20
十區	1	69	29	|	2

栃木縣(定員九名)

一區	1	55	45	|	|
二區	1	43	16	|	41
三區	1	30	39	|	31
四區	2	35	36	|	29
五區	1	32	39	|	30
六區	1	19	58	|	23
七區	2	60	35	|	5

奈良縣(定員五名)

一區	1	49	51	|	|
二區	1	38	13	49	|
三區	1	25	28	47	|
四區	1	40	37	23	|
五區	1	60	34	6	|

三重縣(定員十一名)

一區	1	|	45	|	55
二區	1	33	|	|	67
三區	1	2	39	56	3
四區	1	8	70	7	15
五區	2	35	50	5	10
六區	1	33	47	2	18
七區	1	10	43	13	34
八區	1	3	48	43	6
九區	1	2	51	45	2
十區	1	|	45	53	2

愛知縣(定員十七名)

一區	3	15	64	|	21
二區	1	24	8	67	1
三區	1	33	65	2	|
四區	2	47	46	|	7
五區	1	15	32	|	53
六區	1	38	55	|	7
七區	1	74	26	|	|
八區	1	64	34	|	2
九區	1	38	59	|	3
十區	1	40	45	|	15
十一區	2	41	43	5	11
十二區	1	25	64	10	1
十三區	1	47	15	37	1

靜岡縣(定員十三名)

一區	1	70	|	|	30
二區	1	1	31	30	38
三區	1	44	38	|	18
四區	1	72	7	11	10
五區	1	84	15	|	1
六區	1	36	43	|	21
七區	2	47	43	1	9
八區	1	2	40	4	54
九區	2	1	30	28	41
十區	2	53	40	|	7

山梨縣(定員五名)

一區	1	|	25	|	75
二區	2	27	48	|	25
三區	1	27	64	|	9
四區	1	40	34	|	26

滋賀縣(定員六名)

一區	1	16	40	|	44
二區	1	11	25	62	2
三區	1	45	21	34	|
四區	1	2	26	64	9
五區	1	26	8	16	50
六區	1	52	1	20	27

岐阜縣(定員十名)

一區	1	46	|	|	54
二區	1	(不明)			
三區	1	20	48	3	29
四區	2	14	26	32	28
五區	1	16	46	15	23
六區	1	39	53	1	8
七區	1	50	35	2	13
八區	1	25	65	2	8
九區	1	1	|	|	99

長野縣(定員十三名)

一區	1	65	35	|	|
二區	1	27	52	20	1
三區	1	73	23	3	1
四區	1	60	32	8	|
五區	1	71	25	2	2
六區	1	54	33	13	|
七區	2	53	35	9	3
八區	1	39	26	24	1
九區	1	47	48	1	4
十區	1	54	33	13	|
十一區	1	24	33	8	35
十二區	1	5	54	1	40

宮城縣(定員七名)

一區	1	54	46	|	|
二區	1	42	49	|	9
三區	1	58	37	|	5
四區	1	25	65	|	10
五區	1	60	33	|	7
六區	1	27	69	|	4
七區	1	60	39	|	1

福島縣(定員十一名)

一區	1	40	57	2	1
二區	1	|	49	2	49
三區	2	39	51	6	4
四區	1	30	38	21	11
五區	1	13	78	5	4
六區	1	25	54	7	14
七區	1	33	33	1	34
八區	1	54	29	2	15
九區	1	55	28	16	1
十區	1	27	60	11	2

岩手縣(定員七名)

一區	1	100	|	|	|
二區	1	73	25	|	2
三區	1	24	76	|	|
四區	1	61	36	|	3
五區	1	53	43	|	4
六區	1	47	43	|	11
七區	1	44	29	|	27

青森縣(定員七名)

一區	1	74	7	|	19
二區	1	69	30	1	1
三區	1	66	34	|	|
四區	1	46	54	|	|
五區	1	72	28	|	|
六區	1	93	7	|	|
七區	1	55	45	|	|

山形縣(定員九名)

一區	1	64	|	|	36
二區	1	55	45	|	|
三區	2	72	25	1	2
四區	1	73	4	11	12
五區	3	39	|	33	28

六區	一	七三	二六	二	｜
秋田縣（定員八名）					
一區	一	六三	三三	五	｜
二區	一	五一	四〇	九	｜
三區	一	四三	五四	三	｜
四區	一	五〇	三三	一七	｜
五區	一	二九	六四	七	｜
六區	一	六五	三一	四	｜
七區	二	二五	五四	二一	｜
福井縣（定員六名）					
一區	一	三三	｜	｜	六七
二區	二	三三	四四	｜	二三
三區	一	八八	八	｜	四
四區	一	二八	四六	｜	二六
五區	一	三	四七	｜	五〇
石川縣（定員六名）					
一區	一	五四	四六	｜	｜
二區	一	八〇	二〇	｜	｜
三區	一	七〇	三〇	｜	｜
四區	二	四九	五一	｜	｜
五區	一	三六	六四	｜	｜
富山縣（定員七名）					
一區	一	七三	二七	｜	｜
二區	一	六六	三四	｜	｜
三區	一	二七	五三	｜	二〇
四區	一	五〇	四四	｜	六
五區	二	五四	四四	｜	二
六區	一	五一	二四	｜	二五
鳥取縣（定員四名）					
一區	一	二五	三三	二八	一五
二區	一	四六	五二	｜	二
三區	一	四〇	五一	｜	九
四區	一	二	三七	｜	六一
島根縣（定員七名）					
一區	一	｜	六三	｜	三七
二區	一	六一	三一	｜	八
三區	二	二一	五七	｜	二二
四區	一	六七	三三	｜	｜
五區	一	七〇	三〇	｜	｜
六區	一	｜	一七	｜	八三
岡山縣（定員十名）					
一區	一	｜	｜	六三	三七
二區	一	二	二	七三	二三
三區	二	一四	一	五〇	三五
四區	一	四	｜	九二	四
五區	二	一	｜	八六	一三
六區	一	一	一	七四	二四
七區	一	二六	一〇	一八	四六
八區	一	二〇	三二	二	四六
廣島縣（定員十四名）					
一區	一	四一	五九	｜	｜
二區	一	一	四〇	一	五八
三區	一	｜	｜	｜	一〇〇
四區	一	四七	二	一	五〇
五區	一	一	五六	一	四二
六區	一	二	七四	｜	二五
七區	二	一	六五	三	三一
八區	一	二	六二	一	三五
九區	一	四八	一〇	｜	四二
十區	一	一六	一〇	二	七二
十一區	一	二	三九	二四	三五
十二區	一	一〇	二三	一	六六
十三區	一	三三	六	一	六〇
山口縣（定員九名）					
一區	一	｜	二四	｜	七六
二區	一	二五	九	四	六二
三區	一	四〇	一四	四	三八
四區	一	五二	三〇	三	一五
五區	一	三	二五	八	六四
六區	一	六六	一〇	一六	八
七區	一	二八	一六	四	五二
八區	一	一九	三	二	七七
九區	一	二	二九	二	六七
和歌山縣（定員六名）					
一區	一	三五	一三	五二	｜
二區	一	七六	五	一四	五
三區	二	七四	四	一八	四
四區	二	四二	二六	四	二八
德島縣（定員六名）					
一區	一	二八	四二	｜	三〇
二區	一	二四	｜	九	六七
三區	一	六二	｜	六	三二
四區	一	二八	｜	五	六七
五區	一	二四	｜	四九	二七
六區	一	一二	｜	一	八七
香川縣（定員七名）					
一區	一	四四	五六	｜	｜
二區	一	二五	二四	七	四四
三區	一	一	三六	｜	六三
四區	一	一〇	四二	｜	四八
五區	二	四七	八	｜	四五
六區	一	四	六五	｜	三一
愛媛縣（定員九名）					
一區	一	｜	四六	｜	五四
二區	二	五六	四〇	四	｜
三區	二	五一	三五	一四	｜
四區	一	五四	三四	一二	｜
五區	一	五九	三九	二	｜
六區	一	五八	三〇	一二	｜
七區	一	四〇	二一	三九	｜
高知縣（定員六名）					
一區	一	五四	四六	｜	｜
二區	二	四六	五四	｜	｜
三區	一	五九	四一	｜	｜
四區	一	五四	四六	｜	｜
五區	一	三八	六二	｜	｜
福岡縣（定員十九名）					
一區	一	｜	｜	｜	一〇〇
二區	一	｜	四七	｜	五三
三區	一	五三	三〇	二	一五
四區	一	六〇	｜	二七	一三
五區	一	三六	三三	二七	五
六區	一	三四	四一	一一	一四
七區	一	七四	一二	一四	｜
八區	一	一九	二九	五二	｜
九區	一	五四	三九	六	一
十區	三	六三	三〇	二	五
十一區	一	六〇	三三	一	六
十二區	一	四四	四八	四	四
十三區	一	八六	一〇	四	一
十四區	一	四〇	一一	四九	｜
十五區	一	六九	一三	一七	一
十六區	一	六〇	一六	一	二三
十七區	一	七六	九	一	一四
大分縣（定員八名）					
一區	一	三八	六二	｜	｜
二區	一	四三	五七	｜	｜
三區	一	三五	六五	｜	｜
四區	一	六〇	四〇	｜	｜
五區	一	六〇	四〇	｜	｜
六區	一	五二	四八	｜	｜
七區	二	四六	五四	｜	｜
佐賀縣（定員六名）					
一區	一	｜	六三	｜	三七
二區	一	一四	八〇	｜	六
三區	一	二七	六六	｜	七
四區	二	五四	四六	｜	｜
五區	一	二三	四八	｜	二九
熊本縣（定員十名）					
一區	一	四四	五六	｜	｜
二區	一	三七	六三	｜	｜
三區	一	三九	六一	｜	｜
四區	二	三七	六三	｜	｜
五區	二	三三	六七	｜	｜
六區	二	五三	四七	｜	｜
七區	一	三六	六四	｜	｜
宮崎縣（定員五名）					
一區	二	四四	九	｜	四七
二區	二	六〇	一	｜	三九
三區	一	一七	四九	｜	三四
鹿兒島縣（定員十一名）					
一區	一	八一	｜	｜	一九
二區	一	五四	｜	｜	四六
三區	二	七二	｜	｜	二八
四區	一	七〇	｜	｜	三〇
五區	二	七七	｜	｜	二三
六區	一	七六	｜	｜	二四
七區	二	七五	｜	八	一七
八區	一	六二	｜	｜	三八
沖繩縣（定員五名）					
一區	一	二六	一二	｜	六二
二區	二	二〇	一七	｜	六三
三區	一	二七	三五	｜	三八
四區	一	二八	二二	｜	五〇
北海道（定員十六名）					
一區	一	五四	四六	｜	｜
二區	一	五五	四四	｜	｜
三區	一	｜	四九	｜	五一

四區	一	三二	二五	—	四三
五區	一	（不明）			
六區	一	六六	三四	—	—
七區	二	六五	三四	—	—
八區	二	六四	三六	—	—
九區	二	四八	五二	—	—
十區	一	七〇	三〇	—	—
十一區	一	—	四〇	—	六〇
十二區	二	三六	四三	—	二一

即ち右の表によれば一區一人の選擧區に於いて政憲兩派對立の場合は百分の五十パーセント以上の得票を以て當選する者と爲すへく随つて三派鼎立の場合は三十三パーセント以上四派以上二十五パーセント以上の得票を要すへく旁右表により大體小選擧區制に於ける各派勢力の消長をトするを得へきか

○議長（大岡育造君）　西村丹治郎君。

〔西村丹治郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○西村丹治郎君　選擧區擴張問題に就きましては、齋藤君よりして詳しく御辯論がございましたから、私は此問題に對しては甚多くを語らず、尙ほ吾々同志人が後より出て、此問題に對しては十分に辯論を致すと云ふことでありますから、此問題には多く觸れずして、私の最も重要視する所の別表の問題、即ち區制の大小と云ふ問題に就て、十分の意見を述べて見たいと思ふのであります。

〔議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く〕

○西村丹治郎君　併ながら極く簡單に私は、唯今松田君の御述になつた所の選擧權擴張の吾黨提案に對する御批評に對して、一言御答して置きたいと思ふのであります、吾黨提案の中學程度以上の者に選擧權を與へると云ふことは、不徹底なりと云ふことを論斷されたのであります、中學校卒業程度以外の者にも、智識を有つて居る者に與へぬと云ふことは、不公平を缺くものである、故に不徹底極まると云ふことを論斷致されたのでありますが、然らば私は松田君に反問せん、政府の提案たる直接國税三圓に限定されたのは、何か其議論の根底があるかと云へば内務大臣の申された如く、恒産ある者恒心ありと云ふ點からして、三圓と限定致したのであると云ふことを申された、然らば諸君、世間には恒産なしと雖も恒心のある者は許多あると云ふことは、諸君が御認になると思ふ、然らば此點に就ては、松田君の御賛成になる政府案も、斷じて徹底的と申すことは出來ないのである、それ故に私は吾黨の提案は徹底的とは申しませぬが、併ながら政府案も徹底的でないのである、今日も尙ほ松田君の御話の中學卒業程度以上の者に選擧權を與へた所が、僅に十萬人内外に過ぎないのである、それ故に斯る少數の者に選擧權を與ふるの必要は、殆ど無いかの如き御辯論でありましたが、私は少數多數を以て論斷すべき問題でないと思ふのである、理窟上原則上與ふべきものならば、十萬は偖措て、五萬人でも與ふるが、國家立法機關として、參政の義務としてやらなければならぬと思ふのであります（拍手起る）先年餘程舊い話でありますが、日露戰役以後の議會に於て、確に西園寺内閣時代であつたらうと思ひます、其時に日本海に於て撃沈されたる、奈古浦丸と云ふ汽船の損害を賠償してやると云ふ法律案を、時の西園寺内閣は本院に提出したのであります、何である、僅に一商船である、其損害や數萬圓に過ぎないのである、たつた此奈古浦丸一隻の救濟をなさんが爲め、一の法律案ですら、此議會に提出したのではないか、是は決して量の多少に依らず、理窟上當然救濟すべきものであるが故に、態々一の法律案を提出して、此救濟をさせたのでないか、然らば國家立法機關に於てやるべき事は、決して量の多少に依るべきものに非ずして、其性質、其原則、其理論に於てやるべきものならばやつて宜しいと云ふのが、當然であらうと思ふのであります（拍手起る）それから更に又兵役義務を了へたる者に現――現役を了へたる者に選擧權を與ふると云ふことに就て、何か物を賣買するが如く、一箇の報酬であるが如き御論であつたのでありますが、吾々同志は斷じて左樣なる考を以て提出致したのでございませぬ、苟も國家の干城たるべき責任義務を果したる者は、確に國家の運命を荷ふに足るではありませぬか、既に國家の運命を荷ふに足るとしたならば、之に向つて參政權を與ふるに何の不都合があるか（拍手起る）兎に角選擧權の問題に就きましては、後に同志より詳しく辯明致す都合でありますからして、私は此位にして置きまして、次は別表即ち區制の問題に就て、少しく辯明致して見たいと思ふのであります、第一には、大選擧區を利益とする點を先づ第一に御話し申上げます、然る後に小選擧區論者の主張に向つて、一二批評を加へて見たいと思ふのであります、大選擧區の第一の利益は大人物を出すのに適するとか、不適當であるとか云ふことは申しませぬが、大人物か小人物かは知りませぬが、兎に角一國の政治を議すると云ふことに於て、比較的適當なる人物を選出し得るの機會は多いと云ふことは、私は確に爰に言ひ得ると思ふのであります、即ち廣き區域に於て人を求める、小さき一町、一村、若くは一郡に於て人を求めると、全縣下に於て人を求めると、何れが適當なる人を得るに易きか否かと云ふことは、私は殆ど何等の辯論を費す必要はないと考へます（「選擧權と選擧資格を別にして居ますよ」と呼ふ者あり）此點に就きまして、小選擧區を主張なさる所の御方も、小選擧區を大選擧區に變へる當時に於て、小選擧區では大人物を得ることは出來ない、それ故に大選擧區にせねばならぬと言て、大選擧區にしたにも拘らず、一向大人物は出て來ない、何も小選擧區時代と變つたことは無いと今日言はれるのであつて、決して大選擧區となつた爲めに、却て大人物が議會に送られなくなつたと云ふことは申されぬのである、謂はゞ小選擧區時代も大選擧區時代も、人物を得ると云ふ點に就いては同一であると云ふ事以上には、能う御辯論なさらぬのである、此の一事を以つて見ても、諸君、大選擧區時代と小選擧區時代と、人物を得るに同じ事であると致しましたならば、何ぞ故らに此の法律を改正する必要がありませうか、吾々は確に吾々は一人信ずるのみならず、恐らく滿天下の人一人だも、大選擧區と小選擧區と孰れが適當な人を得るのに易きか六け敷きかと云ふ位の事は、輙すく判斷し得ると思ふのであります、故にどうしても小選擧區になつたならば、唯々一地方に偏在せる豪族とか、一郡の名望家であるとか、殆ど國政と云ふものに對しては何等の決心、何等の抱負、況や世界の局面、世界の大勢抔と云ふ事に就ては、何等の智識、何等の考も持たぬやうな者が、彼方からも、此方からも多く此議政壇上に送られると云ふ傾向を持つと云ふことは明な事であります（拍手起る）それ故に私は飽まで此大選擧區は、議政壇上に送るべき適當なる人を得るのには、比較的善良なる制度であると云ふことを爰に斷言して憚らぬ所以であります（拍手起る）更に少數代表此事は今松田君は餘程御辯論になりましたが齋藤君も申された如く政友會の委員會に於ける代表演説として確に大選擧區制は、少數代表の主義の徹底するに適つて居ると云ふ事を斷言致されたのである、故に此點に就ては、確に政友會諸君の間にも、我黨の提案に内心賛同して居らるゝ御方が、中々多いのではないかと云ふことを（拍手起る、「のう／＼」と呼ふ者あり）疑はざるを得ぬのであります（「其通り其通り」と呼ふ者あり）此大選擧區少數代表の意味を徹底する上に於ては、無論私は絶對的と申すのではありませぬが、比較的便利である、所謂小選擧に比すれば、確に少數代表の主義を徹底するのに、便利であると云ふことを申上げるのであります、が此事はだ、唯々政友會の――全部とは申しませぬ、政友會の諸君の或る一部を除くの外は恐らく此議場の人々の殆ど六七分ではない、八九分通りは御同意なさるだらうと思ふのであります（拍手起る「のう／＼」と呼ふ者あり）唯々黨の節制、黨の羈束を受けられるが爲に、已むなく之に御從ひになつて居ると云ふ事は（笑聲起る）實に御洞察申すのであります（「ひや／＼」「六人組はございませぬ」と呼ふ者あり）で之に就きましては私は――之に就てゞはありませぬ、即ち大選擧區制を維持する所の理由を更にもう一つ此上に附加へる事を得るのであります、現在の大選擧區――現在の大選擧區は、床次内務大臣の申されたが如く又政友會諸君の中にも、仰しやつた方があるかの如く記憶して居りまするが、現在の大選擧區は、其實大選擧に非ずして小選擧區である、大選擧區の内に候補者各々其勢力範圍を確定し其繩張を定めて、其區域の内、其繩張の内で競爭をするのであるから大選擧區であつても、其實は小選擧區の實を行つて居るのであると云ふことを、大選擧區制を否認するの理由として申されたのである、併ながら私は此の内務大臣が、大選擧區制を否認する理由の一として引かれたる、此の大選擧區であつて、而も小選擧制の實を行つて居ると云ふ此の事柄はです、寧ろ私は大選擧區制を維持するの、有力なる一の理由と爲し得ると思ふのであります、（拍手起る）何故である、即ち大選擧區制の下に於て小選擧區制の主義を行つて居る、而してゞす――而して行詰たならば、小選擧區の弊害を矯め直すことをや

り得るものである、何となれば同志の中で若し投票が足りない、甲の人は投票が餘る、斯う云ふ場合に於ては、其餘るものを取つて足らざる者に補ふ、又一縣下を通じては、彼の郡にも百票、此郡にも百票彼方にも三百票と云ふやうに、縣下十票郡に散在して居るところの投票を――投票ではない勢力を持つて居る人も確に各郡から掻集めるならば當選點を得ることが出來るのです、乃ち現在の大選擧區なるものは、大選擧區制の下に、小選擧區制の主義を實行して、而して小選擧區の缺點を補ひ得る所の、謂はゞ大選擧區の長所と小選擧區の長所とを兼併せた所の、立派なる制度であると云ふことを私は斷言するに憚らぬのである、それから更に大選擧區制の害として、反對論者の言はるる第一は何であるかと申しますれば、非常なる費用を要する大選擧區は小選擧區に比すれば大なる費用を要する、是れ即ち大選擧制の害なりと斯く申されるのでありますが、私は費用の問題は、決して制度其のものに喰付いて居る問題ではなくして、人と場所と時と、さうして反對候補者の如何に依つて費用の多寡は定まるものであると云ふことを斷言して憚らない、（「場所の廣きは大選擧區なり」「同じ事を何遍も言ふな」と呼ぶ者あり）場所の廣きは狹きより費用が多く掛ると小選擧區制を主張される御方が申されるが、是は何等選擧の事に經驗を有せず、選擧の實情を知らざる所の素人騙としては、頗る好い御議論であるかも知れませぬが、（拍手起る）併ながら苟も選擧の實情に通じ、選擧に經驗の有る者は、大選擧區制なるが故に澤山の費用が掛る、小選擧區制なるが故に少いと云ふが如きことは、恐く諸君が自ら胸に手を置いて御考になつたならば、さう云ふ事は、決して口外の出來得る事ではないと思ふのである。（拍手起る「政友會顏色無し」と呼ぶ者あり）現に此議席に列せられて居る御方の中にも、小選擧區の內でも十有餘萬の金を費されたと云ふ御方が、噂に聞けば在ると云ふではありませぬか、小選擧區と雖も――小選擧區ではありませぬ、郡部の大選擧區に於ても、數千圓を費さずして、易々と出る人が今日在るではありませぬか、故に私は費用の多い寡いと云ふことは素人騙しに、大選擧區は廣いから、澤山費用が掛ると諸君が仰せられるならばそれは宜しい、併ながら玄人對手には全く不通の議論であると私は斷言して憚らぬ（拍手起る、「君は玄人ですか」と呼ぶ者あり）それから又大選擧弊は、同士討の弊がある、隨て政治道德を破壞する、憲政の發達進步の爲めに、洵に忌むべき事であると云ふことを申されまするが、是亦大小選擧區の制度其のものゝ罪に非ずして、全く人の罪であると斷言して憚らぬのである（「ひや〳〵」「のうのう」と呼ぶ者あり）私は爰に活ける事實を捉へ來つて、御話し申上げたい事があるのであります、此所福井君の居られざるを私は頗る遺憾とする、我が岡山縣に於きまして、大選擧區制となつて以來數回の選擧が行はれましたが、同志間互に相侵し、互に投票爭奪を爲すと云ふが如きは、未だ曾て其例を見ざる所であります、現に同士討どころではありませぬ私の縣に於て明治三十七年、即ち第九回の總選擧の場合に當りて同志の中或る一人の候補者が危險に瀕せりとの故を以て、我黨の總理犬養先生の割當の地盤よりして、數百票の投票を選擧のたつた二日以前に割つて、同志の中危險なりと思はるゝ候補者に與へ、それが爲めに支部公認の候補者は全部當選を見ることが出來たと云ふことは、確に現在此議席に列して居らるゝ政友會の或る代議士は心の中で確にさうであつたと言つて、首肯せらるゝ事柄があつたのであります、是抔は同士打どころではない、寧ろ選擧場裡に於ける一の美風として、社會一般の惡風潮惡傾向に對して一の淸涼劑となり、一の刺戟劑となつた位、我が岡山縣下に於ては、一の美譚と稱せられて居るのであります、故に私は大選擧區なるが故に同士打が澤山出來る、小選擧人なるが故に同士打が無いと云ふが如きは、決して政治の上から論斷すべきものに非ずして、それは黨の節制、若くは其人の公德心の多少如何に依つて論斷すべきものであつて、斷じて制度其のものに罪を歸すべきものでないと私は考へるのであります、それから次に大選擧區の弊として御擧げになるのは、補闕選擧の弊で、全縣下を騷がすが如き紛擾を見る、補闕選擧の弊として之を御擧げになるのでありますが、憲政會の御方は、何だか此弊は弊であると云ふ如き言葉を申されたとか、曩に松田君は此所で申されましたが私は斷じて弊に非ず、寧ろ憲政の進步、憲政の發達を期する上から申しまするならば、偶まには全縣下を一の舞臺として、政治的の訓練、政治的の敎育を爲すと云ふ事も、亦必要ではないかと考へる、丁度大演習を爲すが如く、一縣下を一の大演習場として、所謂政治的訓練の大演習をやると謂つても、私は差支ないと思ふのであります、是が一年の間に何十回――一年の間に數十回と云ふ數多いのであるならば、或は其間に非常な弊があるかも知れませぬが、一年の間に彼縣に一つ、此縣に一つと云ふが如く、全國彼方此方に偶々此位な事があると云ふ事こそ、寧ろ憲政發達の上に於て、政治的の訓練を爲す上に於て、或は此位の刺戟を偶まには與へるのが、私は必要ではないかと云ふ位に思つて居るのであります、（「國民黨は御心配は入りませぬ、其點は……」と呼ぶ者あり）それから小選擧區の利益として擧げられた中に無競爭の區が小選擧區にすれば澤山出來る、是が憲政の進步發達の上に、慶ぶべき事であると云ふことを申された、私は小選擧區制なる故に無競爭の所が澤山出來、大選擧區なるが故に今回が競爭舞臺になると云ふことは、是亦制度の上から來る問題ではないと私は思ふ、是も人に依る問題であると思ひまするが、併ながら日本の現狀――我帝國の現狀は、確かに松田君の申された如くなつて居るのである、無競爭の小選擧區と云ふものは、隨分澤山あると云ふことは現在の事實である、併ながら此現在の事實が果して憲政の運用の上に、憲政の進步發展を期する上に於て慶ぶべき事であるか、將た憂ふべき事であるかと云ふことは、私大に疑はざるを得ぬのであります、私は申すまでもなく、憲政の進步發展を期する上から申しまするならば、競爭あつてこそ、喧嘩あつてこそ、茲に政治上の進步發展と云ふものを期し得られると思ふのであります、私は茲に無競爭の區域の多いと云ふのは――大選擧區に比して、小選擧區なるものは無競爭の箇所が澤山出來ると云ふ日本現在の事實は、私は洵に憂ふべき事であると思ふのであります、諸君、昨年十二月十四日英吉利に行はれたる所の彼の衆議院議員選擧の狀態を御覽になつたならば、如何なる感じを諸君が起されるか、英吉利は申すまでもなく、御承知の通り小選擧區制度の國であります、小選擧區制度の英吉利に於て、昨年十二月十四日に行はれたる選擧場裡の狀態は、果して如何でありましたか、衆議院の議席は僅に七百十一であります、七百十一の議席を贏ち得んが爲めに、果してどれだけの候補者が選擧場裡に現れたかと申しますれば、千五百七十四人と云ふ候補者が現れたと云ふことに、今から二月經たぬ前の英吉利の現在の話である、諸君、日本では小選擧區制の下に選擧を行へば、無競爭の所が澤山出來る、憲政の進步の爲めに慶ぶべき事であると斯く論斷されましたが、先進國たる英吉利、憲法政治、議會政治の最も發達して居る所の英吉利では、近き選擧に於て、僅か七百十一人の議席を贏ち得んが爲めに、それに殆ど三倍するの候補者が現れたと云ふことは、是れ果して何を意味するのであるか（「二倍ではないか」と呼ぶ者あり）三倍と言つたのは大袈裟であるか知れませぬ（笑聲起る）三倍が二倍になつても宜しい二倍以上である、是は何を意味するか、日本に於ては次第々々に小選擧區になれば無競爭の所が澤山出來る、向ふでは段々其競爭場裡に於ける爭は激烈になつて來て、候補者が澤山現れる、是れ果して英國の狀態が悲むべきであるか、日本の狀態が喜ぶべきであるか、私は寧ろ日本の如き現在の狀態に向ひつゝあると云ふことは、確に憲政の進步發達を害するものである、寧ろ是あるが故に――是あるが故に、斯る傾向なるが故に、私は小選擧區はどうしても否認しなければならぬと云ふ、取つて以て反對論の一つの理由としても、私は差支ない位な事柄であらうと思ふのであります、（「駄目々々」と呼ぶ者あり）是は何故に斯う云ふことが日本では出來るのであるか、英吉利と違ふて何故に斯くなるのであるか、私は確に是は時代錯誤の一つであると斷言して憚らないのである、何故に時代錯誤であるか、我國では人物崇拜と言つてはどうか知れませぬが、兎も角虛名を崇拜する所の傾がある、（「虛名を賣る人があるからだ」と呼ぶ者あり）政黨が次第々々に宗敎化しつゝあるのではないかと云ふ私は疑を持つて居るのである、（「お手前の方を詮議してから仰しやい」と呼ぶ者あり）我國の政黨發達の歷史を調べて見ても、親爺が自由黨であつたならば、其子も自由黨である其孫も自由黨である、親爺が政友會であつたならば息子が又政友會、孫も政友會である、殆ど私は日本現在の政黨と云ふものは、宗敎化しつゝあるやうな傾向がありはせぬかと思ふのであります（「そんな事はありませぬ」と呼ぶ者あり）全體の政黨とは申さぬのであります、（「それは岡山縣だけだらう」と呼ぶ者あり）それ故に虛名崇拜、人物崇拜、政黨が――或る政黨は宗敎化しつゝある故に選擧區と云ふも

のと人と云ふものと密著なる關係を生じて、殆ど或る小選擧區に向つては、敵は一指だも染めるの餘地はないと云ふやうな有様に、次第次第に推移つて居るのである、是れは主義政策の如何に依つて、無競爭が出來ると云ふならば慶ぶべきことであるけれどもがさうではないのである、主義政策の如何ではなくして、人と其の選擧區と云ふものと密著なる關係が付いて來る、恰も宗教的の觀念を持つて來る、恰も骨董品を弄ぶが如き傾向になつて來て居る、是れが無競爭の出來る私は重大原因であらうと思ふのであります、それ故に日本に於いては、世に所謂第一流の人物と云ふが如き人は、議會始つて以來今日に至るまで、ずつと繼續して居る人は隨分澤山居る、第一期と云つては弊がありませうが、兎に角十數年間續いて居る人は澤山ある、是れは何であるか何故であるかと云へば、即ち宗教觀念、人物崇拜、英雄崇拜、虚名崇拜と云ふ爲めに、殆ど選擧區と云ふものと人と云ふものとが、結著いてしまうと云ふ關係から生ずるのであると、私は爰に斷言して憚らぬのである、諸君御覽なさい、英吉利の昨年の選擧に於いて――昨年前に擧げました十一月の選擧に於いてどうであるか、嘗ては飛ぶ鳥も落すが如き評判のあつた、勢力のあつた、名望のあつた前内閣の首相「アスキス」はどうであるか、陸軍大佐に向つて競爭の端を開いて、遂に大佐の爲めに破られてしまつたではないか、(「政策を誤つた爲めです」「心配するな」と呼ぶ者あり)失敗したではないか、更に勞働黨の首領「ヘンダーソン」はどうであつたか、更に「アスキス」の大藏大臣であつた「マッケンナー」はどうであつたか、總て是等の者は落選したではないか、(「獨探をした爲ですよ」と呼ぶ者あり)宜しい、其所に理窟があるのである、斯の如く此三大政治家の破れたと云ふのは何が爲めであるか、(「今も言つた通り」と呼ぶ者あり)國民が其主義政策の如何に依て、其人に對する所の贊否の判斷を決めたからである、然るに日本ではどうであるか、前内閣總理大臣、前大藏大臣抔と云ふやうな人が、諸君選擧場裡に立つて御覽なさい、殊に小選擧區に立つて御覽なさい、殆ど萬代不易、死ぬるまでの間は確に其選擧區より落ちることは無いのである、何であるか、主義政策に依て判斷するのではないのである其人に依て、其人に依て、全く主義政策と云ふものを第二に置いてしまつて、第一は人と人との關係である(「岡山縣もですか」と呼ぶ者あり)斯る事情よりして(「簡單」と呼ぶ者あり)此選擧區に於ける弊害と申しますものは、日本現在の如き狀態であつたならば、洵に忌むべき憂ふべき結果を呈すると云ふことを、私は爰に斷言して憚らないのである、次には又候補者と選擧人との關係が密接になつて來る、是は洵に慶ぶべき事であると斯う云ふのが、小選擧區を主張される一の理由になつて居る、私は是亦小選擧區を主張するの理由どころではないと思ふ是あればこそ、斯る關係を生ずればこそ、小選擧不可なりと斷言を茲に下さんとするものである(拍手起る)選擧人と候補者の關係が密接になる、何を意味するのであるか、情實、夤緣緣故、何等政治上の意味、政治上の主義を以ての密接關係ではないのである、それ故に諸君、小選擧區となつて候補者と選擧區民との關係が密接になつて來たならばです、或は鐵道の問題、港灣の問題、道路の問題、水道の問題、學校の問題と云ふが如きもの、或は建議、或は請願、或は運動、恐らく選擧區民と關係が密接になればなる程、是等地方の小問題に沒頭する所の議員が、更に多く此議會に送らるゝと云ふことは免るべからざる事實であります(拍手起る)今日に於てすら隨分――斯る事を申して諸君の逆鱗に觸れるか知れませぬが、隨分下らない地方の鐵道の問題、若くは學校の問題、水道の問題港灣の問題か、或は建議或は請願となつて此議會に現るゝと云ふ事は、寧ろ私は帝國議會をして、地方の議會に其性質を變ぜしめたのでないかと云ふやうな疑を世間挿む者ありと雖も、之を否認する事が出來ないと云ふやうな事になつて來はせぬかと云ふ事を憂ふるのである、それから更に小選擧區の制度を行ふと云ふ事は、政黨の爲に便利である、政黨の地盤を鞏固にする所以であると云ふ事を内務大臣も當議場に於て言明せられたのである、私は選擧區の大小に依て、區制の大小に依て政黨の發達、政治の地盤が鞏固になるとか、ならないとか云ふやうな事を言ふのは、寧ろ私は政黨の一大恥辱ではないかと思ふのである、決して政黨の發達は、法律の力、規則の力、制度の力に依るべきものでは斷じてないのであります(拍手起る)然るに何ぞ、小選擧區制度にして政黨の便利を圖り、政黨の地盤を鞏固にする、何たる事でありまするか私是あるが爲めに、日本現在の如き重大思想に漂つて居る今日の有様、又爰に申しました人物崇拜、若くは政黨の宗教化せんとするが如き或る方面の傾向此傾向から申しましたならば、成程小選擧區にしたならば、其政黨の地盤が益々鞏固になるでありませう其政黨の爲めには確に便利になるかも知れませぬ併ながら英吉利の如き、若くは他の先進國の如き、主義政策に依て、國民が一票の投票を投ずると云ふやうな狀態に推移つたならば率ざ知らず、今日の如き爰に申上げましたやうな國家の狀勢に於きまして小選擧區に致しましたならば、則ち或る政黨の地盤は鞏固になり、或る政黨の爲には便利であるか知れませぬが、國民の大多數は、其政黨の爲に犧牲に供せられ、其政黨の爲めには確に便利になるかも知れませぬ、併ながら英吉利の如き、若くは他の先進國の如き、主義政策に依て、國民が一票の投票を投ずると云ふやうな狀態に推移つたならば率ざ知らず、今日の如き爰に申上げましたやうな國家の狀勢に於きまして、小選擧區に致しましたならば、則ち或る政黨の地盤は鞏固になり、或る政黨の爲には便利であるか知れませぬが、國民の大多數は、其政黨の爲に犧牲に供せられ、其政黨の爲めに、すつかり蹂躪されると云ふやうな不幸を見ぬとも限らぬと云ふことを、私は非常に憂ふるのであります(拍手起る)それから松田君は、小選擧區時代には選擧違犯者が非常に少なかつたが、大選擧區制度になつてから、選擧違犯者が非常に澤山になつたと云ふことを申されましたが、其統計を御讀上げになつた所から見ますると云ふと、成程松田君の言はるゝやうな統計になつて居りますが、併ながら一歩退いて考へるならば、私の如き法律に對して門外漢ならば率ざ知らず松田君の如き法律の專門家が、之を以て小選擧區時代よりは、大選擧區時代になつて選擧違反者が澤山になつた、是は全く制度の罪であると云ふ如き事を此壇上に於て憶面もなく申されたと云ふことは、松田君の爲めに之を惜まざるを得ぬのであります(拍手起る)其證據を茲に擧げて御話申したいと思ふ、松田君の論斷の全く誤れりと云ふことを、茲に證據を擧げて御話を申したい、即ち御承知の如く、大選擧區を行はれたのは、明治三十五年よりであります小選擧區は明治三十一年の選擧を最終と致して居つたのであります、此明治三十一年を最終とした時分には、選擧違犯者は甚だ少なかつた、三十五年に大選擧區を行ふやうになつて違犯者が澤山殖えた、是れ大選擧區の罪なり、斯く論斷されたのである、先づ第一に松田君に問はんとする、選擧法を實施された明治二十三年より三十一年に至る間に、選擧に對する取締檢擧の方針は、果して今日と同一であつたか否や、よもや同一であつたと云ふことを申されまいと思ひます、即ち三十一年以前と、それから其後次第に年を經、月を經るに從つて、選擧の度毎に檢擧の方針が次第々々に重くなつて居ると云ふことは松田君は決して否認し能はざる事であらうと思ふのである、(拍手起る)而已ならず明治三十一年以前に於ける選擧有權者の總數と申しまするものは、僅に四十五萬三千餘人に過ぎなかつたのである、然るに其の後松田君も御承知の通り、地租が增徵致され――地租が增徵致され選擧權が擴張致され、即ち十五圓のものが十圓に低下された爲めに、大選擧區制實施の即ち明治三十五年に於ては、有權者の總數は九十八萬三千になつて居る、殆ど小選擧區最後の明治三十一年に比すれば、有權者の數は倍以上になつて居るのである、更に明治四十一年には如何になつて居るかと云へば、是か增加して、則ち日露戰役の爲めに營業稅地租か增徵致されために、有權者の數が增して、百五十八萬人と云ふものに增加致して居るのである、諸君、檢擧の手心、檢擧の方針に於て小選擧區時代と、それから段々今日に至るまでの間には選擧有權者の數は、四十萬が五十萬になり、九十萬が百五十萬になつて居ると云ふ今日の狀態である、諸君、犯罪者の多いと云ふことは、何も是が制度の罪と云ふことを論斷することは出來ないではありませぬか(拍手起る)私は茲に最後に選擧區の區制の事に就きまして簡單に一言費して、諸君の御參考に資したいと思ふ(謹聽)私は齋藤君見たやうに博識でありませぬから、さう澤山の事例を擧げることはよう致しませぬ、私の縣の事情を先づ第一に御話して、皆さんの御參考に供したいと思ふのである小選擧區提案の理由として申されたる如く、一區一人を原則とする、地理、人情、風俗、交通、區史の上に鑑みて、出來得るだけ事情の許す限りは、一人一區を原則とすると云ふことを申されたのである、是は當然の事である、小選擧區制を採る以上は、二區三人は變則である、どうしても一區一人ならざる

べからず、若し極端に言ふならば、郡を割き、町を割いても、一區一人制度を徹底的にやるのが當然である、併ながら私はさう極端な事は申さぬのである私の申上げんとするのは、即ち岡山縣第五區、齋藤君は既に岡山縣第三區を御擧けになりましたが、第三區は無論齋藤君の仰せられた通りである、四縣を縱斷しやうとも、橫斷しやうとも、縱斷橫斷何れを問はず、二郡々々に別ては、人口が約十萬人程になるのである、地理、人情、風俗、歷史、何れに依りましても、差支のない所であります、然るに之を四郡一の選擧區として、二人出されると云ふことになつたのは、如何なる意味で爲されたか、それは知りませぬが、私の判斷する所に依れば、どうしても斯る判斷を下さねばならぬのである、四郡を以て一選擧區として二人出すと云ふことにすれば、政友會の議員は恐らく無競爭で此區から出し得らるゝと云ふことは、私が茲に保證して憚らないのである、若し之を二郡宛に割けば、如何に割いても、四郡の組合せで如何やうに割いても、南北に割いても東西に割いても、之を二に割つたが最後、一方では絕對に望が無いのである（拍手）唯々一方に於て、可なり、競爭が出來るであらうと云ふ位のものになつてしまふのである（拍手）それから更に私が唯今第一に申上げました岡山縣第五區なるものは、淺口郡、小田郡、後月郡、此三郡を合して二人を出すと云ふことになつて居ります、而して總人口は二十二萬七千四百四十九人である、之を三郡合倂せねばならぬか、所謂風俗、人情、地理、交通、歷史の上に於て、二にすることは出來ないかと云へば、寧ろ人情も違ひ地理は無論のこと大違ひ、歷史も違つて居る、如何かなる點から見ても人情、風俗、習慣、歷史、地理有ゆる點から見て、是は二に割るのが當然なのである（拍手）恐らく福井君も其所に居られますが、此三郡が分割出來ない程、地理、人情、風俗、交通、歷史に差がないと云ふことは、御認になるまいと思ふ、然るに之を三郡一にして二人出すと云ふことにされたのは、私の判斷する所に依れば、淺口郡の一部にも政友會の分子がある、小田郡の一部にも政友會の分子がある、後月郡の一部にも政友會の分子がある、若し之を二つに割いてしまつたならば、如何に有力なる政友會の人が來られやうとも、斷じて望を囑することは出來ないのである、（拍手）然るに三郡の一の選擧區に倣すと、國民黨は無論二人候補者を立てるに決つて居る、そこで淺口郡の零れる掻集め、後月郡の零れを掻集め小田郡の零れを掻集めれば、二人に對して一人の競爭は出來得られるだらう、所謂萬一を僥倖して、此邊も斯うして置けば、一人の政友會員を出せると云ふやうな考を以てされたのであらうと申しても、恐らく內務大臣は辯解の言葉があるまいと思ふ（拍手）何故ならば人口の上から申しても、淺口は一郡に於て十萬三千人程を有して居る郡であります、小田、後月兩郡を合して約十二人である、諸君、十萬三千人の淺口は、是は立派に獨立させることが出來るではありませぬか、山梨の例を御覽なさい（拍手）一方は十二萬人で、是亦獨立させるに適當ではありませぬか、併し是が二に分れては、何れの選擧區に於ても恐らく三分の一——當選點に達する三分の一の投票をも得ることは斷じて出來ないと保證して置くのである（拍手）更に第七區、第八區、是等に就きましても大に論議の地があります、詳しい事は申しませぬが、是もです從來の歷史から申しましても又人口代表の主義から申しても、此政府の原案なるものは、確に其當を得て居らぬと云ふことを申上げて差支ないのである、歷史的から言へばどうである、第七區第八區と云ふものは元の小選擧區の組立と申しますものは、眞庭郡と蘆田郡と云ふものを以て、一選擧區として居つたのである、もう一つは久米郡、勝田郡、英田郡を一つの選擧區として居つたのであります、然るに此度は之を變更致されて、眞庭、久米を一選擧として居る、而して其總人口は十一萬一千人である、以前第七區に屬して居つた所の蘆田を七區から割いて、之を第八區に加へたから、蘆田、勝田、英田の三郡を一選擧區として居られる、此人口が幾らであるかと云ふと、十七萬二千人であるのである、一方は十一萬千人を以て一人の議員を出し、一方は十七萬二千人を以て一人の議員を出す、斯る不公平が出來て居るのでありますが、之を從來の小選擧區の如く、又地方の地勢の上から申しましても眞庭蘆田を一選擧區として元の通りにするならば、人口は十三萬九千人になる、一方の久米、勝田、英田の三郡は十四萬八千人になる、さうすれば人口代表の主義に適合すると云ふ點から申しましても、元の如く致して置く事が當然なのである、然るに斯く人口代表の原則に遠ざかる所の一方は十七萬人、一方は十一萬人斯る事を致されたと云ふことは、私共地方に居つて地方の實情を能く知つて居る者から申しますと、如何にも政友會の爲めに便利に出來て居ると云ふことを發見するに苦しまぬのであります、若し之を以前の如く致しましたならば、福井君を前に置いて言ふのは御無禮な申分かも知れませぬが、作州に於ける七區、八區でも、決して第三區の上道、赤磐、和氣、邑久の四郡を一選擧區として、此所で福井君が競爭されるよりは更に多くの困難があると云ふことは、恐らく福井君も御反對はあるまいと思ふ、唯夫れ政友會の便利を圖らんが爲めに、斯く出來て居るのではないかと云ふことを、私共縣の事情、選擧の事に二十有餘年の間沒頭して居るが故に、殆ど螻蟻の這ふが如く知つて居るからさう云ふ疑を起さざるを得ぬのであります（拍手起る）それから今度は內務大臣の御膝元に就て一言申したいと思ふ、（「內務大臣の方が能く知つて居る」と呼ふ者あり）無論鹿兒島縣に就ては私が申上げるのであるからさう仰しやるのは無理ならぬ、さう御感じになるのは無理からぬ事でありますけれども、併ながら私が之を調べるが爲めには、餘程各方面の事情を聞いた、輕卒に申上げるのでありませぬ、鹿兒島縣の第二區は、鹿兒島郡を以て一つの選擧區とされて、此處から一人出るやうになつて居る、第六區は熊毛、肝屬、此二郡を一選擧區と爲し、一人を出すと云ふことになつて居ります、一方は第二區の鹿兒島郡の方は十萬四千であります、それから第六區の熊毛、肝屬を合せれば十萬一千人になつて居る、若し人口代表の主義を徹底的にやらうと思ひましたならば、熊毛郡を鹿兒島郡に附けましたならば、一方第二區の方は、人口十五萬人になり、片方は十三四千人になる、所謂人口代表の主義には、確に熊毛郡を鹿兒島郡に附けた方が宜いと云ふことは、是は數理の上で明かである是は恐らく何人も否認出來ない數理の結果である、そこで數理上は、さうであるが事實はどうであるか交通其他の關係の上から熊毛郡なるものは肝屬郡に合した方が宜いか鹿兒島郡に合した方が宜いか、事實の上に於て判斷するの外はないのである、而して事實の上から判斷すればどうであるか、熊毛郡より鹿兒島郡に至らんとするのには、一度鹿兒島に來て鹿兒島から復た後戻りをして、船を乘換へて肝屬郡に行かなければならぬやうな狀態である、即ち熊毛郡なるものと肝屬郡なるものの間には、何等直接の聯絡は無い所である、どうしても熊毛郡から肝屬へ行かんと欲するならば、一度鹿兒島に行つて、船を乘換へて、後に戻つて肝屬郡に行くと云ふ交通狀態になつて居ると云ふことは、恐らく內務大臣も御否認爲さるまいと思ふ、成程地圖の上から申しますれば、近いのは肝屬の方に近いのである、併ながら交通狀態と云ふものは近き肝屬郡には大々的不便であつて寧ろ遠き鹿兒島郡に交通上非常な便益であると云ふことは、其地方の事情に精通して居る所の人は何人も否認し能はざる所である、是抔は何が爲めに斯の如く出來たのであるか、私は其事情は知りませぬが、矢張其地方の事情に通じて居る所の人から聽けば、是亦政黨地盤擁護の上から出來たのであることを申して居ります、（拍手起る）其他もう一つ申上げて置きたいと思ひますのは、和歌山縣の問題である、和歌山縣の第二區は、海草郡と云ふ郡を獨立されて、一人出すことになつて居ります、第三區は伊那、那賀、有田の三郡是亦獨立選擧區として一人出すことになつて居る（「郡の名前を知らぬ」「そんなことでは論ずる資格が無い」「伊都だ伊都だ」と呼ふ者あり）

○副議長（濱田國松君）　靜肅に……

○西村丹治郎君　兎に角伊都が伊那であらうと、そんな事は一向構はぬ、兎に角此三郡を以て第三區と爲し、海草一郡を以て一つの選擧區とされたと云ふことは、其地方の地理に精通されて居る人の話を聽けば、海草郡と云ふものを中に挾んで、有田郡と云ふものは向ふに縣離れた所の郡ださうであります、一つの郡を中に挾むと云ふことは、（「間違つて居る」と呼ふ者あり）若し間違つて居ると仰せらるゝならば、私はそれは斯う云ふ意味であらうと思ふ、唯々地續きであると云ふに過ぎない、成程地は續いて居るけれども、那賀郡、伊都郡の方面より有田郡に至らんとするのには、縣道若くは郡道と云ふものは、どうしても海草郡を通過しなければ行けないのである（「其通り」と呼ふ者あり）斷巖絕壁の山を越えれば有田郡に行けるかも知れませぬが、縣道郡道に依て有田郡に到らんとするならば、必ずや海草郡を通過しなければならぬのである、是れ私か縣離れて一つの海草郡と云ふものを中に挾んで、有田郡と

云ふものが隔絶して居る所にあると申すのは斯う云ふ意味です、是が否認し得られますか、斯かる事が何故に出來たのであるかと云ふ事は、私は他縣の事ですから、茲に斷定的に諸君に申上げませぬ、是は諸君自ら公平に御判斷を願ふことが出來るだらうと思ひます(拍手する者あり)其他一區一人制――苟も小選擧區を採ると云ふ以上は、事情の許す限りどうしても一區一人とする方針を以て、徹底的に事情の許すだけはやらねばならぬにも拘はらず、二區に割き得るものにして、二人とし若くは三人にして居る所が隨分數多いと云ふことは、私が申上げぬでも是はもう政府の案を見れば諸君御承知の通りである而して私は一々に付ては申上げませぬけれども、一端を見て私は其全斑を判斷するのは左程困難ではあるまいと思ふ(拍手する者あり)それ故に僅か二三の事例を申上げまして、他の二人若くは三人出て居る所は、諸君が愼重に御調になつたならば、必ずや其間に何等かの因緣、何等かの魂膽ありと云ふことを御發見なさるのは、決して苦しくないと思ふ(拍手起る)

〔副議長濱田國松君議長席を退き議長大岡育造君著席〕

○西村丹治郎君 此意味に於て私は若し此小選擧區制なるものが本院を通過し――無論本院を通過すると云ふ事は、唯今の議場の大勢已むを得ぬことゝ思ひますが、若し是が兩院を通過すると云ふやうな事がありましたならば、或る一派の政黨の地盤を鞏固にし、或は一派の政黨の爲には便利であるかも知れませぬけれども、我が帝國憲政前途の爲には洵に憂慮すべき一大不祥事であると云ふことを茲に斷言して、此壇を降るのであります(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 武藤金吉君。

〔武藤金吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 此場合時間の切迫を豫め避けたいと思つて居ります、最早僅か三十分に足らぬのであります、此選擧法の最後の決を採るまで時間を延長したいと思ひます。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ時間は延長されました。

○武藤金吉君 衆議院議員選擧法中改正法律案は多年の懸案でありまして、此度政府提出案及憲政會、國民黨の各案共に、從來に比しまして、其案の内容の一段の進步を見たるは、憲政運用の上に甚だ喜びに堪へない次第であると考へます、今や斯く有力なる主張に基いて其經綸を行はんとするに、此重大なる法律案を決定せんとする場合に際して、政府提出案に贊成をし、我が立憲政友會の方針と合致するを闡明して、之に反對せらるゝ憲政會及國民黨其の他の御主張に對して、茲に暫くの間論戰を交ふる機會に際したるは、本員の最も光榮とする所であります諸君、本案に關しての論點の要旨は數點であります選擧權の擴張の事、大小選擧區制利害得失の事、又之に伴ふ別表改正の事、選擧取締に關する一切の事であります、我黨の松田君より述べられました點は重複をせぬやうに是等の事は一切避けまして、簡單に時間を活用致して私は宣明する積りであります、諸君、衆議院議員たる吾々御同樣は、此衆議院議員の選擧法に付きましては、何事よりも能く研究を致されてあるのであります、又能く實情に御同樣は精通致して居るのであります(「御同樣は困ります」と呼ふ者あり)然るに選擧の時と否とを問はず、選擧に付ては尠からざる苦痛辛酸を嘗めること茲に幾年でありますが、然るに此實際の問題になつて、我が衆議院の論議が聊か眞面目を缺くが如きことは、甚だ私は遺憾とする、諸君、諸君は最も有力にして、各家の主張は最も信用ある所の論旨を、國民及一般に之れを徹底せしむると云ふことは、蓋し吾々が努めて此事をしなければならぬ所ではないかと思ふのであります、故に本案提出以來本員は本會議及委員會に於て、諸君の御論旨の在る所を謹んで拜聽致しました、又本日の會議にも諸君の御論旨を拜聽致して居りましたが、吾々は此上に提案の精神に背かず衆議院の權威を傷けないやうに、自ら大なる注意を拂つて、此立法の事業の完成を告げたいと期するのであります、諸君、而して問題となりましたのは、大小選擧區制の利害得失が最も主なる論點になつて居ります、此點に付きましては我松田君の論議せられた點は、一切避けまして、松田君の言はない點を私は三四申したいと思ふ、小選擧區制は地盤鞏固なるを以て、議員の議會に望む時に、何回解散があつても之を恐れず、議員をして確に其所信を行はしめるのには最も適當なる良い制度であると私は感じます、それから運動費の減少を圖り、之に依て資產の乏しき適當なる人材を候補者にする事であります、諸君は運動費の事、費用の事は問題の如く考へられて居らぬか知れませぬが、選擧に於て一大苦痛とする所は、選擧運動費より外に重いものはなからうと思ひます、諸君、此運動費の減少を圖り、金力が無くても此衆議院に各階級から代表者を送ると云ふことに付きましては、小選擧區と大選擧區との得失利害と云ふものは、自から小選擧區にあると云ふことは申すまでもない話であります、而して更に重要な點は、候補者と選擧區との關係を密接にして、能く候補者の人物政見を選擧區民に知らせ、而して常に有意義なる所の選擧民の意思を代表する議論を、此衆議院に於て行はしめると云ふことが此小選擧區制度の上に於て最も有力なる力を持つのであります、諸君、現在の大選擧區に於きましては、何れの縣に於きましても比例代表を行ふことは出來ますが、其比例代表は殆ど其人物も、名前も、品性も、何も知らない者が、何れの縣に於ても一名や二名は選擧每に當選して居るではありませぬか、而して其人は選擧區とは沒交涉でありまして、選擧民が選擧した以上は、何等關係のないと云ふやうな關係を持つて居るのは、候補者其人の罪でもなければ、選擧人の罪でもない、大選擧區制度の弊害の最も甚しいものであります、是等の點を矯正を致しまするには小選擧區の利害得失、大選擧區との比較と云ふことは、自から明かであります、又小選擧區は大人物を得られない、又選擧區の大小に影響を蒙らないと申しますが、松田君は大人物の例に原首相等を引合に出されましたが、私は尊敬する憲政會の領袖諸君の御名前を申上げて見たい、河野さん、武富さん、尾崎さん箕浦さん、島田さん、是等の領袖諸君は小選擧區當時に於きましても一回も落選せず、議會開設以來今日まで當選されて居る、又國民黨の犬養君に於ても小選擧區の當時から每回出られて居るのであります故に大選擧區であるから大人物が出ない、小選擧區であるから小人物が出ると云ふやうな比例はないのであります、選擧區に致しました所が、決して大人物が出せぬと云ふことは議論になりませぬ、殊に小選擧區になりましても、少數の代表者を出せることは松田君から述べられましたから、私は之を略しますが、要するに大選擧區と小選擧區との利害得失に付きましては、選擧上の弊害を矯め、又人物を出し其他總ての取締の點等に就きましても、一點の議論を挾むことはないと信ずる、更に智識階級に選擧權を與へると云ふことに付きましては、是は松田君から述べられましたから、私だけは避けますが、此小選擧區に伴ふ別表の改正に付きましては、憲政會の諸君からも、亦國民黨の西村君からも、其缺點不公平を指摘されました、是は委員會に於きましても數時間に亘つて齋藤君も述べられました、又本議場に於きましても一々之を例擧して述べられましたから私の調べましたことゝの比較を致しまして、間違つて居るか不公平であるかと云ふ御判斷に預りたいと思ふのであります(「岡山縣」「山梨縣」と呼ふ者あり)京都府の第五區、第六區に付きましては、委員會に於て問題になつて居りましたし、本會に於きましても攻擊的質問を齋藤君はせられましたが、是は自分の質問が誤であると云ふことを悟つて、今日は述べられませぬから、敢て攻擊は致しませぬが、是は大變違つて居ります、合併する時は區域が極めて廣く適當でない、岐阜縣に五郡一選擧區の所はあるが、是は各郡とも狹小にして、比較にはならぬものであります、此五區六區とも、斯の如く組合すと云ふことは、地理の上から言ひましても、人情、風俗文通の上から言つても、據つて居るのであります、それから大阪府であります、大阪府の六區、西成郡東成郡を一選擧區として、二人を出すと云ふのは、何故之を二つに分けぬかと云ふ攻擊でありましたが是は大阪府の他の區に於ては第七區が十一萬、第八區が十一萬九千、第九區が十一萬五千、第十區が十萬五千、第十一區が十三萬四千、十三萬臺の一區と云ふものは第十一區にあるだけでありまして、此西成郡の十六萬二千七百十七と云ふものは、餘り大きに過ぎますが故に、此東西成郡を合併致しまして、他區の標準に傚つたのでありまして、大阪府全體に付ての均衡を取る爲めに、是は斯樣に編成されたので、是が最も公平なる所の(「地理の關係を言つて下さい」と呼ふ者あり)區制と思ひます、それから又(「違つて居る」「地理の關係を言へ」「默れ」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君) 注意致します。

○武藤金吉君 次は(「次は何です」と呼ふ者あり)岡山縣の別表に付きまして申上げたいと思ひます、

岡山縣の第五區、淺口郡、小田郡、後月郡、此三郡二人に付て、淺口郡は十萬二千、小田郡は八萬五千後月郡は三萬九千でありまして、合計二十二萬七千四百四十九の數になつて居りますが、何故之を分けぬかと云ふ御議論であります、淺口郡を獨立せしむる時には、第八區にて人口十七萬二千九百四人を以て一區としてあるのに、較べまして、餘りに人口の開きが多過ぎる、又地形交通を斟酌して斯樣に組せたのであります、現に舊選擧區の時も此三郡は一選擧區にて居つたと云ふ歴史を有つて居りますから、右樣の次第で是は三郡二人とすると云ふことは、最も適當なりと吾々は信ずる、更に第三區の上道赤磐和氣邑久、此四郡二人に付きまして十九萬七千五百之を何故和氣、邑久の二郡を以て一區としないかと云ふ駁論でありますが、此四郡は極東四郡と稱されまして、一地方となつて居ることは、其地方の御方から私は親しく承はつて居るのであります、邑久、赤磐、上道の三郡交通至便なるも、和氣は交通不便で、殊に邑久和氣との間に於て最も交通が困難である、故に此四郡を强て分割せしめるとならば、舊選擧區時代の如く邑久、和氣、赤磐及上道だけを以て一選擧區としなければならぬと云ふことは、是ほどうしても此和氣、赤磐の兩郡は九萬六千である選擧區であるからして、原案に比して一層他區と權衡を失するに至りますから、已むを得ず斯う云ふ風に組合せたと云ふことに御諒察なされて然るべしと思ひます、單に此地形、此數字許りに依つて、此縣が斯う云ふ風に組合せたものでないと云ふことを、想像するに餘りあると思ふのであります（「山梨縣を願ひます」「時間の割當を願ひます」と呼ふ者あり）靜岡縣の問題が出ましたでありまするが、靜岡縣の第三區及第四區は、何故に之を人口の平均を期する爲めに、合併しないかと云ふ御議論がありましたが、是は一郡一區と云ふことが之を決めまする原則となつて居るのでありまして、別段此安倍郡一郡で十一萬三千と云ふことは、人口の點に於ても差支もなし又三區四區を合併致しますると、地積が餘り廣汎でありまして、中選擧區となる故、一郡宛之を分割したと云ふ此原案の趣旨になつて居りまして、此駁論に付きましては一向其意味を爲さぬと思ひますから念の爲めに之を辯明して置きます、更に（「辯明なら山梨縣を言つて下さい」と呼ふ者あり）石川縣の二區と三區を何故人口の公平を期する爲めに、兩區を合併して二人一區としないかと云ふことがありましたが、是は石川縣の各區を見ると大體に於て人口は公平であります、又石川、江沼を合併する時は地域が擴大するだけであつて、交通不便となる譯であります、又石川郡の人口は十一萬三千餘あつて、强て之を他に合併する程の必要も見ないのであります殊に原案は舊選擧區昨日の選擧區を全然其儘襲用致したのでありますから、是は何故合併をしないかと云ふことの御希望は、甚だ無理なる御希望なりと信じます、次に福岡縣の事であります、福岡縣の事は同僚の諸君から福岡縣の事情は唯今御話を承りました、又何故此第十區と第十六區を公平を期する爲めに、三郡を以つて二人區としないかと云ふことに付きましては、是は洵に十區の遠賀、鞍手、嘉穗と十六區の企救、田川、北五郡を一人宛に割りますると反對黨の諸君が御心配爲さるのは政友會の爲めにやつたのだ、政友會の爲めにやつたのだと申しますが諸君の言はれる通りに直しまするど、此五郡から遠賀・企救の二郡を合併致しまして四つに分けますると、政友會許り全部出てしまふと云ふやうなことになるので、却て是は諸君が政友會の爲めに作つたと云ふことに、反對する現象には事實ならないのである、諸君遠賀鞍手は筑前でありまして、企救は豊前であります、又遠賀方面と企救との便利なる交通は獨立選擧區であつた八幡市を經由する許りであります、其他の方面は山脈續きで、此組合は決して適當でないのである、諸君は地圖も知らないで唯人口だけを見て、政友會の爲めに此郡は勝手にやつたとか云ふが如く言ふのは、甚だ無理な主張なりと私は思ふのであります、更に（「違つて居ります」と呼ふ者あり）長崎縣の六區であります、長崎縣の六區に付ては先刻不公平であると云ふやうな説明を承りましたが、是は其選出區の同僚からも唯今御話を承り、又地圖を見ますれば長崎縣の五區六區は北松浦、南松浦、壹岐、壹岐は御承知の通り島でありまして、之を何故此通りにしたかと云ふことでありまするが地圖を御覽なされば分りますが、交通の便から考へて、舊選擧區から鑑みまして、原案は最も其交通に於ても、行政區劃に於ても、適當の割方であるのです、此長崎縣の北松浦、南松浦、其間にもう一つ島がありまして、更に對馬を入れろと云ふことでありますが、到底是は交通の上から總ての取引の上からさうはならぬものであると云ふことは、此圖を御覽なされば是は貴方がたの中にも長崎の御方が御出ででありませうから、能く實際に臨んで見ますれば、何も私の説明を聽くまでもなく、無理でないと云ふことが明かになるであらうと思ひます、以上の次第でありまして、即ち此選擧區制に付きましては、政府に於ての調査は相當の理由と相當の根據があつて決して一黨派とか、一部の政黨の爲めにやつたもので無いと云ふことは明かであります（「のう〳〵」と呼び拍手起る）殊に此高知縣の事であります（「山梨を願ひます」「山梨一つで問題は解決が出來る」「時間活用の意味に於て山梨だけで降壇を願ひます」と呼ふ者あり）高知縣の第二區と第三區を何故に平均を期する爲めに、第二區の長岡を合併して二人區としないか、斯う云ふ主張でありますが、長岡は交通上土佐と極めて密接の關係でありまして、舊選擧區に依りまして、土佐長岡を以て一區としてあつたのであります、又安藝は縣の東端にありまして、交通不便の地域であつて、香美を中間に挾んで長岡と此兩方を合併するが如きは、交通及地形上適當でないのである、故に原案の第三區は小選擧時代の區域と同じでありまして、政府が此二區三區を定めたと云ふ事は、最も適當なる所の是は組方であるのであります（「のう〳〵」と呼ふ者あり）次は山梨縣の事を説明せいと云ふことでありますから、山梨縣の事を謹で説明しやうと思ふのであります（「謹聽々々」「ひや〳〵」と呼ふ者あり）山梨縣の問題になつて居ります第二區は、東山梨・西山梨、北巨摩、中巨摩の四郡二人區であります、是は原案は二人區になつて居りますものを津田君から昨日修正案が出まして東西山梨を一區とし、北巨摩、中巨摩を一區とし、之を二分すると云ふことになつたのでありまして、吾黨は之に贊成致したのであります（「贊成の理由は」と呼ふ者あり）此贊成の理由は、元來二人區と云ふものは――原則は一人區で出せるならば一人區で出すのが宜いのであるから、此趣意に於て二つに分けると云ふことは原則に合致するのである、又人口の點から行きますと、片つ方は九萬何千、片つ方は十七萬になつて居りますから權衡は取れませぬが併ながら地勢を見ますれば、東西山梨と中巨摩、北巨摩と云ふものはどう云ふ所であるか、諸君の如きは先頭名士諸君が擧つて山梨縣に御出でたやうであります、山梨の地勢と云ふことは私が説明するよりも、殊に下岡君、西君の如きは能く知つて居られるからして、之れを二分すると云ふことに付ては御贊成でなければならぬのであります（「能く知つて居るから反對致します」と呼ふ者あり）殊に此四郡の町村の如きは、組合町村は百三あります、又町村の數は百二十四ある、全國に於て、一選擧區に於て村の數が百以上ある所は三箇所有るやうであります、其一は紀州であります、紀州の日高、東西牟婁が百十一ある、又もう一つは百十五有る處があります、其外に三箇所有るやうであります、其一は紀州であります、紀州の日高、東西牟婁が百十一ある、又もう一つは百十五有る處があります、其外に町村の數が百二十四有ると云ふのは此山梨縣の第二區より外は無いのでありますから、此理由に依つて吾々は之を二分すると云ふことは相當なりとして之に贊成致した次第であります（拍手起る）諸君は今日此議場に於て左樣に盛々反對されますけれども（「のうのう」と呼ふ者あり）諸君の中で選擧の事に最も精通せられて居る所の安達謙藏氏は――不幸にして議席に居られませぬが、安達謙藏君は何と言はれて居る山梨縣の二區に就て何と語られて居る、諸君、二月二十日の東京朝日新聞の、別表原案に對する安達謙藏氏の責任を持つた談話に何と書いてある（「誰が責任を持つたと書いて居る」と呼ふ者あり）責任を持つたと書いて無くても、苟も政黨の首領が斯の如き是は二分するのが相當であると云ふ事を明かに書いて居るではないか（拍手起る）諸君、諸君の如きは徒らに其時と其場合に依つて（「のう〳〵」と呼ふ者あり）喧々囂々として其都度に依つて反對せられて居る（「徒らに言ふのではない」「何んだ徒らとは」と呼ふ者あり）委員會及び其他に於て別表に對して問題になつた府縣は澤山ありますが、此議場に於て問題になつた分だけを説明致しまして、決して此別表は私心を以て拵へたのでないと云ふことを（「のう〳〵」と呼ふ者あり）私は認める者であります（拍手起る）諸君（「別表は私心の結晶なり」と呼ふ者あり）諸君は此別表の如何と云ふ事に付きまして、別表の非難をするよりも、もう少し御同樣に政黨の發達の上に努力して、正々堂々と御戰ひになる方がまだ宜しいのであります、諸君、諸君は大選擧區制を

主張し、又或は普通選擧を提唱せられて居りながら私は今諸君の提唱する所を見ますると、全く其非難を別表の上に注がれて居るやうでありますが、此別表の爲めに實は我黨内に於きましても隨分別表に贊成するに付きましては、我黨内に於ても非常に苦痛を忍んで居る者も澤山あるのであります、實際我黨の中に於て、決して選出の代議士が之に滿足して居る者ではない、又諸君の方の側を見ましても、諸君の黨議で御決定になつて、三木君の如きは元氣でありますが、三木君の本當の心事はどうだ(拍手起る)諸君本當の心事はどうだ、どう云ふ感じがする、諸君、さう云ふやうな事ではいけませぬ(笑聲起る)憲政會の中に於いても黨議は黨議として、大體小選擧區に於て――別表に於きましては數十回直されたとか三回目にどうとか申されるが、此別表は段々精撰されて――交通の便否、總ての上から非常に精撰されて居る、今回の政府提出案は、數字などは幾ら喰つ付けたいと言つても、木を割つた竹を割つたやうにはいくものではない、地勢人情總ての點から見て、全く公平に出來て居る、之を行ふ上に付ても虚心坦懷黨派から離れて見た時には公平に見えるのであります、諸君私は政友會とか憲政會とか或は國民黨とか云ふ黨派を離れて、假りに吾々代議士――衆議院議員が此處で無記名投票をした時には、此別表にしても、小選擧區にしても、最大多數で決するであらうと思ふのであります(拍手起る)諸君、實に此別表に付ての御非難は此根據でありますけれども、吾々の見る所では、最も公平に出來て居つて、非難する所の隙はない、落度がない、斯の如きことでありますから、吾々は此政府の別表に對して同意致しまして、之を是なりと認める者であります、更に最後に私は一言致したいと思ひますが、齋藤君は――憲政會の齋藤君と三土君が委員會に於て我黨を代表した所の演說の言葉尻を捉へまして――大選擧區と申したのは、小選擧區の誤りである――小選擧區の事を申したのを大選擧區を採つたやうに御報告せられましたが(「のう〳〵」と呼ぶ者あり)三土君の演說の筆記を御覽なされば明かになつて居る、諸君、それで此席上に於て三土君が憲政會の主張の如き事を主張したので無いと云ふことは、熟して居ないで能く冷靜にしてあれを御覽なされば明かに分るのであります(「それ故に速記錄を早く調製することを請求したのだ」「男らしくやり給へ」と呼ぶ者あり)決して卑怯ではない、さう云ふ譯であります、更に國民黨の西村君から別表の事に付きまして御說がありました、岡山縣の事は西村君は岡山縣で御委しいから、唯今私が申上げた事を――兩者を御比較になつて御判斷を願へば宜しいが、鹿兒島縣の事であります、諸君、鹿兒島縣の事は偏頗な事をしたとか、間違つた事をしたと云ふ御說でありますが鹿兒島縣には私の狸や狐や憲政會や國民黨は無いやうに承知して居る、若し有りましたならば少數のもので出せる地盤は無いのである、出せる所の地盤の無い所を直す必要は無いのであります、何か内務大臣たる床次君が自分の縣に都合の好いやうにしたと申されますが、鹿兒島縣は何を苦んで選擧區などを變更する必要がありますか、殊に此別表のことに就て(「失言々々」と呼ぶ者あり)又和歌山縣の御說もありましたが、和歌山縣の事は決して無理でない又和歌山縣の事情に通ぜられて居りましたならば、多少の理窟を付けますれば、山のある處とか川のある處とか、理窟は付きませうが、和歌山縣に於ては國民黨に於て大堀君前川君が居られますことでございますから、多少の御批判、多少の理窟は付きませうが、此大體の組立を覆す程の根據のある議論とは受取れませぬから、私は此原案の方が適當なりと信じて申上げる次第であります、之を要するに別表の議論は是は悉くどの縣でも吟味をして參りまして、理窟を付けるとしますれば三府四十六縣悉く理窟が付きます(「それは三百だ」と呼ぶ者あり)それは三百だから言はない方が宜しいから諸君もごて〳〵言はないで、滿場一致を以て此別表を認めますことに御贊成になつたら宜いのである、で之を要するに(「何を言ふのだ」と呼ぶ者あり)諸君の(「支離破滅」と呼ぶ者あり)諸君の御主張も決して私は無理ではないと思ふ、此改正案に付きまして主張は、假令二圓と言ひ三圓と言ふも其差は一圓である、唯々金の一圓の差のみであつて其重大なる點は政府案も吾々の主張する所も、憲政會諸君、國民黨諸君の主張する所も大差が無いのである、唯々問題となつたのは(「のう〳〵」と呼ぶ者あり)少しの差でありますが諸君は大變な差があるやうに御考になりますが、私はそれ程の差のあるものとは思はないのである、決してそれ程の差のある問題ではない問題は大選擧區小選擧區、此別表が本統の問題でありまして、此點に付きましての議論は別でありますが、選擧資格などに付きましては、それ程靑くなつたり赤くなつたりして論ずる程の事は無いのである、若し諸君がそれをやるとするならば、それは衒ふのである(「汝が衒ふのだ」と呼ぶ者あり)諸君、之を要するに此案は諸君に於きましても、此政府案と云ふものは決して無理でないと云ふことに大體は腹の中では御了承になつて居るものと私は受取るのであります、故に此場合に於きまして諸君は男らしく諸君の案を御撤回になりまして、政府提出、我黨の贊成する所の此度の改正案に快く贊成をせられまして、諸君の希望する滿場一致を以て此政府案を可決しまして、其上で今度は政策に依つて爭つて〃議員の頭數の爭をやると云ふ御決心を持たれた方が國家の爲めに私は宜しからうと思ひまして、政府案を贊成致しまして此主張を爲す所以であります。

〔拍手起る〕

〔「政友會はほつと一息だ」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　本田恒之君。

〔本田恒之君登壇〕

〔拍手起る〕

○本田恒之君　諸君、此憲法の附屬の重大なる衆議院議員選擧法改正案を議するに當りまして、屢々是れ迄の御辯論の傾向を伺つて見ますのに、一時を瞞過して此の案の通過を圖らんとするやうな(「のう〳〵」と呼ぶ者あり)奇怪なる御議論を屢々伺ひますのは、私は甚だ遺憾に存じます(「のう〳〵」と呼ぶ者あり)御互に此の重要なる法案を議するに當りましては、最も眞摯に、最も眞面目に、(「君の方が不眞面目だ」と呼ぶ者あり)論じまして、而して其の間に眞理を發見することを努めまするが國家の前途永遠の爲めでございます、苟も此の議論を通過するとか、通過しないとか云ふ、唯々目前の目的の爲めに此重大の法案に對して奇妙な議論をすると云ふことは、御互に遠慮したいと考へます(「ひや〳〵」と呼ぶ者あり)それで私が申上げまする事も議論の順序と致しますれば、前の齋藤君の申述べた事を繰返す點があらうと思ひますが、私は成べく之を避けます、出來得る限り重複に出づると云ふことを止めまして、而して是まで反對の意見を論ぜられた諸君の御辯論の中に、殆ど一笑に附して可なりと思ふ點に付ては、一切の反駁を省略致します、極く出來る限り時間を儉約致しまして、後の尙ほ殘つて居る所の多數の人に、十分なる時間を讓ると云ふことが、私の此場合に於ける德義だらうと考へます、大體緊要な二三點に向つて卑見を申上げます、屢々是までの論者も論ぜられたる如く、此法案の緊要なる點は二點あります、第一は選擧區制の問題、第二は選擧權の擴張の問題、此二點に外なりませぬ、其選擧權擴張の方の側に於きましては、國民黨から出て居りまする案も、吾々の案も政府案も、兎も角も十圓と云ふ納稅額を、二圓若くは三圓に減じたと云ふ點は、同一の方向に向つて居ります、更に智識階級、詰り中學校師範學校の卒業生若くは是と同等以上の學力ありと認めたる所の檢定試驗の及第者、此智識階級に對する點に向ひましては、國民黨と吾々と同一方向に立つて居りますけれども政府案と云ふものは全く反對になつて居ります此點に向つて大體は齋藤君から御辯論になつて居りますが、更に一應の批評を試みて見たいと思ふのでございます、一體床次内務大臣が此點に向つての說明の大要を申しますれば、今中學校の卒業生が日本に五十三萬人居る其中の十五萬人と云ふ者は三百圓以上の納稅者であるから、此中から引かなければならぬ、更に二十萬人を引きまして、詰り殘る所が十八萬人であるし、それに又我が憲政會の法案で見ますれば、之に獨立の生計を營む者と云ふことを加へて居りますから、餘る所が十萬か十二三萬に過ぎまい、斯う云ふ御推定であります、吾々の考でも多分其位の計算になるであらうと考へます、此十八萬の中から獨立の生計を營んで居ると云ふ者を取除けますれば、約三分の二が此方であると云ふ計算を致して居りますから、十二萬と云ふ數字が出る、此十二萬と云ふ數が出るのは政府の御計算も吾々の計算も一致いたして居るのであります、此十二萬と云ふ數に對して何故に之に選擧權を與へぬかと云ふ吾々の攻擊に對しまして政府の辯明に依りますれば、政府は斯う言ふのである、第一に學校の卒業生以外の者にも智識を持つた者が澤山居る澤山居るからそれに與へるのは不公平であると云ふが第一の理由、第二の理由と致しましては僅か十萬や十二三萬の人間に選擧權を與へた所が、今度擴張される所の選擧權の總數と云ふものは三百萬である、其三百萬に對して十萬や十二三萬の

（此時發言する者多く「謹聽々々」と呼ぶ者あり）與へると云ふ事は寔に大海の一滴で、何等選擧權を擴張する上に影響がないと言はれるが、政府が所謂吾々の主張する所の智識階級に選擧權を與へないと云ふ所の理由は、此二箇の理由に基いて居るのであります（「能く分る」と呼ぶ者あり）然るに（「簡單々々」と呼ぶ者あり）政府は甚だ此間に――さう云ふ説明を致して居りますけれども、此間に大なる誤謬のあると云ふことを政府は發見しないのである、先づ數の方から申しますれば、政府が吾々に與へました所の此表に依つて見ますれば、今度擴張致しましたる――今度三圓にまで選擧權を擴張致しましたる市部の有權者の總數と云ふものは、二十八萬九千三百四十五人と云ふことになつて居ります、約三十萬、是が郡部の方になりますれば、二百五十七萬八千二百六人と云ふことになります、約倍になると云ふことになつて居ります、それで此十圓を三圓に選擧權を低下した結果と致しまして、郡部の方の增加率がどうなるかと申しまするると、其增加率が十割一分、市部の方の增加率は六割になつて居るのであります、是が郡市の均衡を保たない、不公平であると云ふことを申しまする重要な點になつて居りますのでございます、然るに誰今申しました（「辯士交代」と呼ぶ者あり）十二萬人と云ふものゝ中に、又之を假に郡部に三分の一、市部に三分の二住つて居ると致しますると、市部に住つて居ります所の學校卒業生と云ふものは、八萬になる其八萬の有權者と申しまする者は二十萬九千人の市部の有權者に較べますると約三割六分と云ふ數が出るのであります、諸君、政府の當局者は、三百萬に對して十二三萬と云ふものは大海の一滴でないか、さう云ふものに選擧權を與ふるのは、與ふるも、與へないも、大した影響は無いぢやないかと言はれるのが、政府が此智識階級に選擧權を與へないと云ふ理窟の一つになつて居るのであります、是は大なる間違で、智識階級が市部に多く住つて居ると云ふことは、政府も異存がない、大體に於て政府に於きましても、認めて居りますのでございまする、さう致しますれば、市部の有權者は僅に三十萬である、三百萬足らずであります、三十萬足らずに對しまして十萬の有權者を增すと云ふことは是は非常なる增加である、詰り正確に申しますると三割六分であります、三分の一――約三分の一と云ふ有權者を增すのでございまするから、此有權者を市部に增加致しますれば、初めて郡市の均衡を得ると云ふことを吾々は主張するのであります、其割合はどうなるかと申しまするると、郡部の方の增加率は十割一分、市部の方は六割でありますから、之に持つて參りまして三割六分と云ふものを加へまするれば、即ち郡部は十割一分、市部は九割六分と云ふことになりまして、略々其均衡を保つと云ふ狀態になるのであります、（「些とも分らぬ」と呼ぶ者あり）内務大臣は寔に大ざつぱな計算で、十萬や十五萬、或は十八萬位の數をどうするか、斯う云ふ事を言はれましたが、假に之を八萬と致しましてもです八萬と致しましても、諸君の御考慮を煩はなければならむ事がございまするのは――（「聞えぬ」「靜肅に」と呼ぶ者あり）今度の改正案に依る市部の議員の定數が全部で百八人であります、議員定數は百八人でありまして、今度の市部の有權者總數二十八人九千三百四十五人と云ふものを割つて其平均數を見ますれば、一人の當選點と云ふものが二千六百七十九人と云ふことになります、二千六百七十九人の市部の選擧權と云ふものは、一人の代議士を選出することが出來る所の力を持つて居る權利であります（「ひや／＼」と呼ぶ者あり）此二千六百七十九人と云ふ數を以ちまして、市部に住居して居りまする智識階級の獨立の資格を具へて居ると見込んで居る八萬人を割りますれば、三十一人の代議士を選出し得る所の力になるのである（拍手起る）唯々十五萬だ、或は十八萬だ、十二萬だ、或は十萬だ、それ位の數はどうでも宜いぢやないかと云ふことが、内務大臣の口吻としてありまするけれども、吾々はさう大ざつぱにして此法律を定むべきものでない（「ひや／＼」と呼ぶ者あり）唯今申上げる通りに、八萬だけ市に住つて居ると云ふ計算を致しましても、此八萬の有權者の力を以て三十人の代議士を選出する力があるのであります、さう致しまするると、私は此八萬の有權者に輕々に看過して、僅かそれ位の數はどうでも宜いと云ふが如きことは、此選擧權と云ふやうな緊要なる大法律を決定する場合に於て、餘りに杜撰、餘りに輕卒であると云ふことを免れぬであらうと思ひます（拍手起り「ひや／＼」と呼ぶ者あり）それから此の場合に内務大臣が――此間も説明になりましたが凡そ今度の有權者は三百萬である三百萬に對して十萬そこ／＼の權利と云ふものは寔に數にならぬぢやないかと言はれるが、是は比較の根抵を謬つて居る、吾々は此十萬と云ふ市部に住つて居る人間、之に選擧權を與へるならば郡市の均衡を失ふ所の――郡市の此偏重偏輕なる不結果の均衡を全うすることが出來ると云ふ主張をするのである、然るに内務大臣は此に於て甕けまして、三百萬の數と云ふものを土臺に置いて勘定を致しますから、十萬の數と云ふものは、僅かでありまするが、市部の全部の有權者の數は三十萬足らずでありますから、之に對して十萬の數と云ふものは看過すべからざる大數であると云ふことは、諸君に於ても爭ふ事の出來ない一つの事實であらうと思ひます（拍手起る）又吾々は此智識階級に選擧權を與へる利益の一つと思ひまするのは、選擧界をば廓淸すると云ふ上に於て非常なる利益があると思ふのである、御承知の通り屢々此演壇で御述になりまする通りに現在の日本の選擧界の腐敗と云ふものは殆ど極點に達して居る甚だ御互に國家の爲め憲政の爲めに概歎に堪へぬと思ひます此選擧界の腐敗を如何にして矯正するかと云ふ事は實に重大なる問題である、是は吾々も矢張普通選擧と云ふ方式に於て非常に有權者を增して之を救濟するのが一番良いと思ひますけれども、此普通選擧を實行するに付ては、其時の社會の狀態と適合しなければいかぬ、我國の社會の有樣は未だ普通選擧を實行するに不適當であると認めて、制限選擧を認めました以上と云ふものは此場合に於ては切めては此智識階級に選擧權を與へまして、之をして日本の選擧界の腐敗と云ふものを覺醒せしむると云ふ利益がある（「分りました」「分つたら賛成なさい」「簡單々々」と呼ぶ者あり）それ故に僅に三百萬に對する十萬か十八萬の數は、内務大臣が言はれます通りに僅かな數ではありますけれども、是が一の清涼劑となる、例へば、十人の腐敗したる分子の中に、一人の立派な人間が居りますれば、立派なる人間の行爲に恥じて、十人の者が襟を正しうするやうなものだ、わい／＼した連中が居りましても、其中に一人偉い人が居る、例へば此多數の中に――先程例に出ましたから私も名を引くことは憚りませぬが、原敬君の如き偉い人が一人居れば、何百人か居る者の行が原敬君と同一の行動に行くのである、是は偉い人が一人居れば、百五十人二百人の人を率ゐることが出來る、三百萬の人間で十萬の正しい人間が居りますれば、是が選擧界の腐敗を救濟するに付て非常な利益がある、譬へて申しますれば、腐つて居る水の中に明礬を投込むやうなもの、僅かな明礬を入れましても、其の濁水が悉く奇麗になるやうなものでございますから少數なりと雖も此の淸涼なる分子、智識ある分子、德義ある分子と云ふものに、選擧權を分配すると云ふことは、此の日本の腐敗したる選擧場裡を覺醒するに就いて、最も必要なる手段の一つと考へますから、此の點から考へても吾々が此の智識階級に選擧權を分配することは、必要なことであると思ふのである（拍手起る）選擧權の擴張の點に付きましては、多くは其の他に亙る點は齋藤君から御話になりましたから、省略致します（「今度は何だ」「分りました」と呼ぶ者あり）他に論點を變へまして申上げます、即ち選擧區のことに就て申上げます、選擧區の事に就きましても、屢々論ぜられて居りますが、私は此點に就て殆ど項目だけを申上げる詰り私の考では選擧區と云ふものが非常に狹くなりますれば、選擧區の彈力を失ふと云ふのが、私が不適當であると考へて居る一點であります、此點は物の見方に依りまするが、政府とは全く反對である、政府は選擧區が小さくなれば、それが固定して固くなつて、さうしてそれから選出する代議士と云ふ者の基礎が固くなる、それ故に政黨の發達の上にも宜いと、斯う云ふことを言はれましたが、私はそれが寧ろ選擧區を小さく致しまする所の弊害の一つとして、勘定するのである、私は選擧區と云ふものは頗る彈力に富んで居なければならぬ、彈力に富んで居なかつたならば、此立憲政治と云ふものは發達するものでないと云ふことを考へるのである、殊に我國の今日のやうな政情に於きましては、最も是が必要であります、我國の政情はどう云ふ有樣であるかと申しますれば、或は直接若くは間接に於きまして、選擧區が狹くなりますれば、代議士と選擧區の人民と云ふものの間に、政見を以て離合集散するに非ずして、情實に依つて此間が結合されるやうな傾向がある、是は私が言ふまでもなく、諸君が能く御承知の通りであります、斯う云ふ場合に於ては此選擧區と云ふものを狹くすれば狹くする程、其情實の關係と云ふものが必ず密接になつて來ると思ふのであります（「新しい説ではありませぬな」と呼ぶ者あり）

それでどう致しましても此選擧區を廣く致しまして其主義政策に依つては、其人の當選が忽ち危くなる又主義政策が洵に正しくあつて、國民多數の同意を得れば、其人の當選と云ふものが確實になると云ふやうに、屈伸自在、彈力があると云ふことでなかつたならば、日本の憲法政治は發達しなからうと私は考へる、此點に於て全く政友會及政府の意見と吾々は反對の意見を持つて居ります、又唯今も武藤君に依つて昨日の三土君の演説の趣意を訂正されましたが、政府と云ひ、政友會と云ひ、此小選擧區と云ふものが少數代表に不適當であると云ふことは斷言しない、唯々三土君のみは昨日の委員會に於て斷言されましたが、政府の從來の主張に依りましては、小選擧區と云ふものが、少數代表者を選出するのに不適當であると云ふことは斷言し切らないのである、而して適當であるかと云ふのに、適當であると云ふことを斷言が出來ない、どつちか分らぬと云ふやうな曖昧なことを言つて居ります、私は此少數代表、或は他の言葉で申しまするると、勢力相應なる代表者を此議場に出すと云ふことが、立憲政治の發達の上に於て必要なりや否やと云ふことを考へて見まするのに、無論私は必要であると思ふのである、世界の現今の學者政治家が、勢力相當の代表を以て此各種の勢力を議場に現はさう、如何にすれば現はれるかと云ふことは、議論の一つとして研究致して居ります、言葉を換へて申しますれば、少數代表を議場に送るには、如何にして送るかと云ふことを研究致して居るのでございます、然るに内務大臣は此點に付て少數代表と云ふものを出し得ると云ふのは、小選擧區と大選擧區と孰れが善いか惡るいか不明であるはつきり分らぬと云ふことを、此壇上に於ても内務大臣が言つて居るのであります、併ながら私は斯う云ふ選擧法の如き法律を議すべき場合に、此重要なる論を逸して、不明に置いて、曖昧に付して、其儘に議決すると云ふことは、甚だ私は宜くない遣方であると考へる、吾々は明に少數代表を選出するのに不便であると云ふことを確信致して居ります、唯々其論よりも證據を諸君の御覽に供したいと思ふ（「もう分りました」「簡單」「謹聽」と呼ふ者あり）少々咽喉を痛めて御聽苦しうございませうけれども、暫く御聽きを願はぬと、益々時間が掛かるだけでございます、第一回から第六回までが、御承知の通りに小選擧區で實行された我國に於ける選擧の度數であります、第七回から第十三回までが、大選擧區で選擧を致しました實例でございます、此選擧の結果を見まするのに、落選者が取得致しました得票が、當選者が取りました得票のどう云ふ割合になつて居るかと申しますれば、第一回が御承知の通りに九割一分、第二回が六割六分三厘、第三回が五割三分四厘五毛、第四回が五割、第五回が四割七分五厘六毛、第六回が二割五分一厘七毛、斯うなつて居ります、詰り落選者の取りました廢つた票の割合は有効になつた票と殆ど六分通りになつて居ります、之を正確なる計算を致しまして、一回から六回までの落選者の取りました票の歩合を平均致して見ますれば、五割五分五厘八毛と云ふことになつて居ります、是は小選擧區に於て斯の如く多數の無効の票が現はれたと云ふことの一つの證據であります、更に第七回から第十三回を見まするに、一々擧げませぬが、平均致しまするると二割六分五厘三毛となる――二割六分五厘三毛落選者の得票でございますから、全く廢つた票で――廢つた票が小選擧區の場合は平均致しまして五割五分五厘八毛となる、大選擧區の場合になりますと二割六分五厘三毛となつて居ります、如何に此表を見ますれば、小選擧區と云ふものが少數代表を選出するに不便である、少數代表を選出するに不便であると云ふのは、單り理論及常識を以て判斷し得るのみならず、實際の證據に基いて否定することの出來ない事實であります、（「選擧の狀態が變つて居る」と呼ふ者あり）左樣――是が第一回から第六回までである、内務大臣もさう言ひます、段々それから發達したと言ひますから、私は更に最近の例を此場合に申上げて見たい（「簡單に」「一向聽取れませぬ」「簡單々々」と呼ふ者あり）それは昨年の十二月英國に行はれました例であります、昨年の十二月英國に執行致しました（「何遍も聽きました」と呼ふ者あり）致しましたる總選擧の結果を私の議論を確める爲に申上げます、總投票數が九百六十八萬千十四票であります、其中の聯立派、即ち政府黨が取りました總數が五百九萬千五百二十八票であります、反對黨が取りました總數が四百五十八萬九千四百八十六票であります、さう致して政府黨が五百九萬即ち約五百萬の得票に於きまして當選致しましたる代議士の數が四百四十七人である、でございまするから之を一人平均に割りますと、約一萬六百人――約一萬六百人に付て一人の代議士を出して居ります、それが政府黨が取つた即ち當選の數と得票を割當てた結果であります、之に對しまして之を反對黨が取りました、四百五十萬と云ふ票に割當てますれば、四百三十人と云ふものが、當選しなければならぬ、所が實際はどうなつて居るかと云ひますと、二百三十九人の當選しかないのであります、是は何故であるかと云ふことは、諸君に向つて説明する必要が無い位である、英國は御承知の通りに極く小さなる小選擧區を實行して居る所の國でありますから、詰り少數代表の票と云ふものが非常に廢つて居る、四百三十人を當選し得べき投票を持ちながら僅に二百二十九人と云ふものを當選せしめまして二百一人失つて居ると云ふものをと云ふのが、此少數代表を擧げるのに小選擧區が非常に不便である、不都合であると云ふ的確なる證據であります（拍手する者あり）是は何誰と雖も此少數代表者を出すのには不便であると云ふことは爭ふことが出來なからうと思ひます、唯々此爭ふべからざる事實があります爲めに、内務大臣は此事實を正直に話しをすれば、少數代表に不便であると云ふことが顯著になるが爲めに、此事實を蔽はんが爲めに、内務大臣は少數代表を出すのには、大小選擧區孰れがどうなるか、そこの所は不明であると云ふことを言はれる、明敏なる床次君にして不明なる筈はない、はつきり分つて居る、日本の例に依りましても、英國の例に依りましても明瞭に分つて居る事實でありますけれども、其結論が自然に不利益である爲めに、其點が不明であると言つて、其言葉を濁されると云ふ態度は、甚だ此選擧法を決する場合に於きまして、内務大臣の態度として不眞面であると云ふことを甚だ遺憾に考へます、それから小選擧區になりますれば候補者が非常に增加致します、候補者の數が非常に增加することは、是はもう理窟じやなくても、選擧區が狹い郡長でも二三年して居つて、其有力者と懇意になれば、直ぐに候補者となれると云ふ便利がありますが爲めに、候補者が非常に簇出すると云ふ弊があります、是は爭ふことの出來ない事實である、それからそれ故に候補者の數が增加する結果と致しまして、競爭が非常に激甚になる、さうして競爭を致しまする性質が、非常に險惡になつて參ります、是は日本の現在の此選擧法の改まる前の狀態を御承知になつて居ります方は、皆さん御承知の筈である、第一回第二回、第三回四回と云ふやうな選擧の場合に於きまして、日本の各地に行はれました所の殺人の事實殺人放火毆り合非常な亂暴な狀態に陷つたと云ふことは諸君御承知の通りではありませぬか、選擧區が狹くなりまして、非常に競爭が激しくなると共に、競爭を致します、性質が非常に險惡になつて來る、是は又云ふまでもなく數が迫つて狹い間に戰ひますれば、非常に激しくなると云ふことは分り切つて居る、此弊に堪へずして大選擧區に改めたのではないか、此險惡なる、此亂暴なる競爭が餘りに激しくてそれが爲めに殆ど親族友人故舊の間、或は地方の自治體などを破壞すると云ふやうな非常の場合になつた爲めに、此大選擧を設けたと云ふ一つの基礎になつて居るではありませぬか（「もうどうです」「宜いでせう」と呼ふ者あり）でございますから、小選擧區を――小選擧區が宜いと言はれるのは唯々政黨に屬する所の代議士が當選が仕易い、唯々是だけが政府なり政友會の諸君なりが、極力主張せらるる所の理由になつて居りますが、是は或はさうかも知れぬ大きな政黨が豫て勢力を張つて居る政黨は、選擧區を狹く致しまして、他人の侵入を防ぐと云ふ爲めに其候補者が當選仕易い便利があると云ふことならばさうであるけれども、さうであるかも知れませぬがそれが決して國家の爲めには私は利益にならぬと思ふ、即ち原案者は無競爭が非常に殖える、無競爭が殖えると云ふのが、國家の利益であると云ふやうなる口吻を以て言はれますけれども、無競爭の場所が殖えると云ふのは、選擧區が狹つて、他の人が這入り込むと云ふのを杜絶した結果であります、決して是が國家の爲めなり憲政發達の爲めなりとして利益ではありませぬ、斯樣に考へて見ますれば私は、小選擧區の利益と云ふものは殆ど無い、又況や大人物と小人物と云ふ論が大分出まするが、是は言ふまでもなく廣い間に候補者を求め、候補者が廣い範圍に於て競爭する爲めに、色々の人が出て來ることは論ずるまでもありませぬ、小選擧區時代と大選擧區時代を比較致しますれば、自ら此代議士と云ふものの心持、代議士と云ふものの氣風、代議士と云ふものの識見、代議士と云ふものに大變な差があると云ふ事は、是は申上げるまでもなく、諸君の實驗せられた

所であらうと考へます、唯々此場合に、松田君は小選擧區と雖も必ずしも偉い人を出さない譯はない、偉い人を出したである、出したであると云ふ證據の爲めに原敬君、床次君及中橋君を例に引かれて小選擧區の時代から、斯やうな偉い人が出て居るのであるから小選擧區と雖も決して偉い者を出さぬ理窟は無いじやないかと松田君は言はれました、私は此例に對しましては實に驚いたのである、私は一體斯う云ふ議論を此場合に、眼の前に居る人を擔ぎ出して證據に供すると云ふことは餘り、穩當の遣方でないと思ふ、原君、中橋君及床次君が偉いか偉くないか知らない、偉いか偉くないか、或は偉いかも知れぬ偉いかも知れぬが眼の前に居る所の生きた所の人間を持つて來て是が小選擧區制の良い所である、現に斯う云ふ人が出て居ると云ふことを反對黨に差向けて言はれると云ふことは、私は一體卑怯な遣方であると思ひます、私をして若し忌憚なく言はしむれば忌憚なく私の意見を述べることが私の體面を害せぬとするならば、私は申して見たい、併ながら苟も私は紳士である、紳士であるから、決して紳士の人格上の非難或は其人の人物上の事を露骨に此公席に於て論評することは、私は洵に愼まなければならぬ事であると思ふ、且又私の好まざる所であります、それは人間の禮として當前である、反對の出來ない例を持つて來て、斯やうな譯じやないかと云ふことは自分の論據を確むる上に於て、松田君は甚だ卑怯な遣方である、從來私の知つて居る松田君として、如何にして斯やうな窮した事を言ひ出たかと考へて見ると、蓋し松田君の冷靜なる理窟の上に闘ふ根據がないから、斯う云ふ窮策をやつたのであらうと私は考へる、如何にも私はさう思ふのである、是は私許りであるまい、滿場の諸君悉く同じであると思ふ、甚だ此眼の前に居る人を持つて來て、此人が偉いか偉くないかと云ふことを討論の材料に供すると云ふことは怪しからぬ、反對の出來ない事を自分の論據に供すると云ふ程卑怯の事はないのであります、反對するのも宜からうが、私は諸君の德義心に訴へて甚だ不似合な反對だと思ふ、眼の前の人の人物を非難することは、諸君は不德義と思はぬか知らぬが、私は斯の如き事は議論の材料となすべき事でないと考へる、それから松田君は唯今の改正案を實行致しますれば、松田君の御計算では政友會が百八十何名憲政會は百七十何名が當選する、國民黨は三十何名當選する、斯う云ふことを言はれました、是は御互の見込でありますから論駁する必要がありませぬが吾々の計算する所に依れば、是は偶然でありませうか、非常に政友會に都合好く編成された此政友會に都合が好いやうに區制と云ふものが編成されて居りますから、吾々の計算した所に依りますれば、此儘に實行致しますれば、政友會の當選する者は二百三十名、此二百三十名と云ふ算盤が吾々に出ます、恐らく松田君と雖も百八十名は出るだらうと謙遜された數を御出しになつて居りますが、是は恐らく極く間違いのない、堅い堅い、堅い上にも堅い詮じ上げた數でありませうが、何となく選擧法を實施した結果、政友會が多數出るのを憚る所以でないか、何故に斯の如き事を言はれますか、何もそんなに遠慮するには及ばぬ、三百人出さうと四百人出さうと、政友會は大なる勢力を有するのである、何も憚ることはない、それで吾々が極く公平と云ふ所を見ても、二百三十人は出るだらうと思ふ、政友會はたつた百八十人、憲政會は百七十人、國民黨は三十人しか出ない、政友會は改正案に對して利益を得ませぬと云ふことを辯解せられて憚かられたと云ふのは、抑々心中に疚しい事があるから斯う云ふことを言ふのでありませぬが(拍手起る)當前に——堂々たる議會であるならば、政友會は勢力が多いから三百名出る、三百五十名出ると言ふても、何も不都合はないと思ふ、如何にも政友會が餘計出ませぬと云ふ爲めに辯解さるるのは、此案は政友會の利益の爲め解決されて居ると云ふことを頻りに打消さんとする辯解であつて、甚だ女々しき次第であります、それから此大選擧區になると、非常に違反者が殖えると云ふことは、西村君が前回に辯駁になりましたので、私はそれで西村君の言を拜借して置きます、唯々此場合松田君は逸された事實がある、松田君ともあらう人が何故此事を忘れたか、此小選擧區時代には、非常に酒を飲み、懇親會を遣つたり、御馳走をした事は檢擧しなかつた、それ故に選擧競爭に行きますと、一村集つて大に酒を飲み、其處で演說をして、互に演說し合つて、意志投合して選擧したことは、古い諸君は皆な御承知のことである、然るに選擧法改正後はどうである、有權者が來たら「ラムネ」一本飲ましても是が選擧違反となつて拘留される、茶菓子を出したと云へば拘留される、斯う云ふ風な苛察な苛酷な檢擧の仕方、檢擧の方針と云ふものがありますが、前に酒を飲んだり飯を食つたりしても檢擧しなかつた時代と比較しまして、どつちが犯罪が多いか、即ち大選擧區制が違犯者が多い、小選擧區制が少ないと云ふことは、物の比較にならぬものを比較するのであります、根底に於て大なる誤りがあります、私は衷心尊敬する松田君が、斯やうな事を御存知ない筈はないと思ふ、知つて居るから斯う云ふ比較の出來ないものを比較して、此議場を瞞過しやうと云ふに至つては、確固たる證據がないからであります(拍手起る)之に對して政府の態度及び政友會の態度に付て——說明に付きまして私はまだ了解しない點が一つあります、而してそれは重要な點であるから申上げます、此間も私が委員會で言つて置きましたが、更に此場合言ふ必要があると云ふのは、此案を議するに眞面目でないと思ふ、例へば大選擧區は選擧に費用が非常に多い、選擧範圍が擴くなれば選擧費用が餘計に掛る、是が良くないと云ふことが大選擧區の弊害と政府が述べられて居ります、或は大選擧區と云ふ者は全部に渉つて競爭致しますから、或は郵便代に致しましても、車代に致しましても、多少の費用が殖えると云ふ事は間違ひない雜費等に於ても間違ひありますまい併ながら內務大臣自身が言はれる如く、大選擧區とは申しながら、其中に各私設の小選擧區が設けてある、各政黨共に私設の小選擧區を設けて居るから、結果に於て小選擧區でないかと云ふことを云はれる、其通りであります大選擧區でありましても、各政黨共に私設の小選擧區を設ける、各々根據地を置くと云ふことに於て、或る範圍を限つて競爭をするのが、今日實際の有樣であります、それが自然の分配になりますから、少しも各政黨共無理が行かない、如何にも其通りであります、それでありますから私が選擧費用はどちらにしても同一である、選擧區の大小に依らないと云ふのは、此理由あるが爲めであります、大選擧區制に致しましても、實際に於て私設の小選擧區で戰つて居る、小選擧區に致しましても同樣でありますから、選擧費用と云ふものに、大した違ひはないと主張するのは此故だけでありませう、然るに內務大臣は一方に於きましては大選擧區と云ひながら、實際は現在の有樣に於ては、私設の小選擧區で戰つて居るでないかと云ふことを主張するかと思ひますれば(「高聲に願ひます」「分りませぬ」「分ります」又「簡單々々」と呼ふ者あり)主張をするかと思ひますれば、又其費用の點に付てのみ、大選擧區は範圍が非常に廣いから、金が餘計掛ると言はれます、如何にも大選擧區制が內務大臣が此國家の重要な法律を決定すべき說明と致しましては、餘りに誤魔化しではありませぬか、受取り惡いではありませぬか他の一般の條項を說明する場合には、選擧區の全體に亘つて選擧する如き口吻を用ひ、他の一面を說明する場合に於きましては、大選擧區の中に小さな選擧區を設けて、狹い範圍に於て競爭すると云ふ事實を認めながら、右に於ては狹い事を主張し、左に於ては大なりと主張するに至りましては、此案が通過致しましたならば、此案の精神、此案の根據と云ふものはどうならうが構はぬと云ふやうな態度を政府が執つて居りますのは、甚だ此眞面目を缺いて居ると云ふ點に於て遺憾に存じます(拍手起る「もう止したらどうだ」「やり給へ〳〵」又「簡單々々」と呼ふ者あり)それから同志打が多いと言はれる——同志打が多いと言はれる、或は多少あるか知らぬ又(「簡單々々」と呼ふ者あり)私は此點に就て內務大臣に對して大選擧區でどれ位同志打があつて、小選擧でどれ位同志打があつたか、事實に付て伺はなければならぬと云ふことを質問致しました所が、內務大臣は調べたことがないと言ふ調べたことがないと言ふのが內務大臣の責任の答辯でありますよ、さう致しますと大選擧區は同志打が多いと云ふ、大選擧區の惡い——非なる一點として擧げたる事實は、何等根據ある事實がない、床次君の一の想像から割出して居る論點であります(「のう〳〵」と呼ふ者あり)諸君が如何に「のう」と言はうが、諸君が如何に反對されやうが、主張される內務大臣が其點を調査したことはないと云ふことを明言して居るのです小選擧區が同士打が多いか、大選擧區が同志打が多いかと云ふことは、是は調査しなければ不明の事實であります、然るに內務大臣は之を何等調べたこともなく、何等根據なく、唯々同志打が多いと云ふ一の想像を畫いて、內務大臣に言はせますると、之を達觀して——內務大臣は想像と云ふ言葉を達觀と云ふ、之を達觀して、さうして之を此法案維持の一の理由に供するに至つては、如何にも亂暴でありませ

ぬか(「簡單」と呼ふ者あり)甚だ風聲で御聽苦しいだらうと云ふことは承知して居ります(「簡單」「靜肅に」と呼ふ者あり)でありますが、もう止めますがね、止めますが、甚だ生憎と此大問題を議するに當つて、風聲で御聽苦しからうと思ひますが、御騷ぎになると尙ほ聞えないそれから先程松田君は大選擧區でありながら、少數黨が、即ち少數の得票を有ちながら、多數の代議士を當選したと云ふ事實に付きまして、日本に數年間行はれたのを此所に朗讀になりましたが、それはさう云ふ事がありましたらう、さう云ふ事があつたと云ふことを私は認めます、認めますが、それに反對に小選擧區と云ふものは、又多數の得票を有ちながら、多數の勢力を有ちながら、代議士を餘計出し損なつたと云ふ憂があります、一つや二つの例を持つて參りましたならば、雙方共に絕對のものではないのであります、大選擧區だつて必ずしも勢力の割合に對して當選者を出すと云ふのに一向間違ないとは言へない、小選擧區であるが爲めに少數代表者が絕對に出せないと云ふことは言へませぬ、是は何方に致しましても、絕對のものでない、けれども此大多數を比較論究致しますれば、私の申します結果を生ずる、でありますから私は何處迄も此小選擧區と云ふものは實に今日弊害の多い、殊に我國に之を實行して非常な弊害である大選擧區に於て僅に我國の此政治界の弊害をば救濟し得て居るのでありますから、此際に更に此選擧區を元に戾すと云ふのは我國の憲政に非常な逆轉をせしむると云ふ結果を惹起すと云ふことを斷言致しまして、此政府案に反對を致します。

「拍手起る」

○議長(大岡育造君) 中西六三郎君。

〔中西六三郎君登壇〕

「拍手起る」

○中西六三郎君 懸案の各議案に就きまして、先程より既に長時間論難討議を盡されて居ります、靜に諸君の御論議を拜聽致して居りまするのに、要するに主題となつて居りまする各論點は、純理を以て解決することの出來る論點ではございませぬ、要するに實際の經驗と、當面の實狀に於て判斷されべき問題でございますが故に、私が今此所に又多少自分の心付く事柄を重ねて論じましても、最早此議場の御判斷の上に何物をも加ふるなしと認めますが故に、丁度此機會を汐時と致しまして、私は委員長の報告になりましたる政府案の修正に贊成を表するに付て一言を費して置きたいと思ふ、是は政府案に反對せらるゝ諸君の爲めには殆ど無用の業に感ぜられるか知れませぬが、我院に於ける當然の義務でございますから、極く壓搾して簡單に申述べますから、暫く御忍びを願ひます(「謹聽」と呼ふ者あり)修正は政府案の中八箇條に涉つて居りまするが、委員長が報告されましたる通り、此中意義のある修正は僅に三箇條であります、即ち第十三條、第五十五條、第八十九條、此三箇條に止りまして、其以外は全く法文の整理、自然の修正に過ぎないのであります、此三箇條の中に就ても、十三條即ち法人の發起人を原案から削ると云ふこと、五十五條即ち開票を各郡市別に於て行ふと云ふことの如きは、各派共に一致されて居る點でござりまして、何等贊成の趣旨を辯ずる必要が無い、實に明白なる事である、八十九條に就ても、大體には左したる議論の無いことでござりまするが、是は本案審査の上に於て吾々が一應辯明をして置く必要があると感ずる、それは此修正の如くに致しますると云ふと、八十九條は內容の異なる別箇の刑罰が三つ列ぶことになるので、即ち第一項には投票漏洩の罪、第二項には此度追加されて居る即ち修正に係る所の選擧妨害に關する罪、第三項には投票表示强要の罪、一箇條に斯の如く罪の內容性質を異にする所の形罰が三つ列記されることになりまして、此種類の事は唯今の刑罰法規の制定の例に依りますと、甚だ異例である、例へば是は八十九條の一、二、三とでも致しますれば、他の法文と權衡が取れるかと云ふことに心付いたのである、併ながら更に此法文全體を見ますると云ふと、現行の法律の中に改正すべき箇條は改正し、削除したのは削除し放し、其箇條の整理もしないと云ふ風なことが、近來行はれる一種の改正の仕方である、大體が左樣な改正の仕方でござりまするから、他の刑罰法規の文例とは稍々趣を異にする嫌はあるが、故らに其體裁を直すまでのことはないとして、此列記の修正に同意をした次第である、尙又第三項の修正即ち「官吏又ハ吏員其職權ヲ濫用シ」とある此職權濫用と云ふことを削ると云ふ、是は勿論委員會に於ても何等異議の無い點でございましたが、政府案の如く致しますると云ふと、職權の濫用と云ふことと、內容表示の强要と云ふことの、此二つの要素を具へて初めて罪が成ると云ふことになるのでござりまするが、職權の濫用と內容の表示の强要、此二つの事は殆ど多くの場合には原因と爲り結果となり、互に因果の關係のある事柄でござりまするが故に、之を法文の上に別箇の獨立したる二箇の構成要素と致しますると云ふことになると、却て實際運用の上に於て幾多の疑義が生じます、寧ろ是は此修正の如くに職權濫用を削つて、單一の表示の强要を以て罪を構成する要素として何等差支ないと認めるのであります、委員會に於ては一步を進めて此內容の表示と云ふことをも、强要する文字を取つて、單に表示を求めたと云ふことに於て罪の成立することにした方が然るべしと云ふ意見もござりましたが、左樣に單純なる行爲を罰することに致しますれば全く公正なる見地に居る吏員が、適々不用意の間に訊ねを致しました其事柄が、直に罪を成すと云ふことは、餘りに官吏公吏を危險なる位置に置く嫌がござりますから、矢張此修正の如く致すが最も妥當であると信じた次第である、此案を審査致しまする上に於て、以上申上げた外にも、各箇條に就て十分なる注意を怠らなかつたのであります、各法文の間にはまだ此外に字句の難解のもの、或は意義の不明のものと認められるもの、或は法文例としては多少不體裁の嫌がありと感ずるもの無しとしなかつたのであります、例へば七十四條の如き、又は八條の二號三號の如き、若くは五十條の但書の如き、或は十一條の四號の中に「終リ」とある文字如き、是れ等は若し吾々の最も滿足する法文に爲さんと欲すれば、多少の修正を爲せばと考へたのでありまするが、併ながら五十條或は十一條の如きは、現行の他の法律に同じ文例が在ります、又七十四條の如きは、之を解し易き文章に改むるが爲めには、尠からざる修正を加へなければならぬのでございまする、旁々是等は政府の說明を聽いて、然る上に此法文に臨めば、强ち解し難きものでないと認めましたから、必ず修正するの必要ありとも認めぬ、總て原案の儘に贊成することに致した次第であります、法文の修正に就ては、概要斯の如き次第でありまするが、更に別表に於て津田毅一君の提議に依り山梨縣の第二區の修正、之に就て贊成を致しましたことを矢張責任上一言致すのでありまするが、併し此事は先刻來盛に討論をされまして、私が今改めて論難をする必要か無い、唯々私が贊成を致しましたと云ふ其所信を極く概括して申述べて、修正贊成の理由を明かにして置きたいと思ふ、別表を如何にして當局者が拵へたかと云ふことに就ては委員會に於ても、此本議場に於ても、內務大臣が極めて責任ある言明をされて居ります、即ち或る種の原則を豫め示して置いて、其原則に基いて屬僚の手に調をさせたのである、憖ひに色々實地に關係ある者が之に口を入れると云ふと却て多くの論議を惹き起して、公平を破る處があるから、原則を與へて屬僚に机上でやらしたのであると云ふことを大臣が言明されて居る、而して此大臣の言明された所に向つては、委員會に於て吾々の認めたる所で、總ての委員に於て其大臣の誠意を諒とされて居つたと信ずるのであります(「のう〳〵」と呼ふ者あり)委員會の速記錄を御覽になれば分りますが、現に委員會に於て反對黨諸君の發言の中にも、大臣の誠意を直ちに非難する御言葉は全く吾々は聽かなかつたのである、假令大臣は左樣な方法で屬僚に命ぜられたにしても、其出來たものが結果に於て不公平であればと云ふ事柄の詮議は色々ござりました、併ながら吾々は諸君と共に此大臣の言明を信じました以後、今迄の經過から考へますると今日小選擧區を採用した以上、別表を作るには此大臣の執られたる手段が最も妥當である、若し今日に於て實地の關係に溶かなる人の各般の情勢を聽くと云ふことになれば、此實地の關係と云ふことは、同時に利害の矛盾を意味して居るのであるから、容易に纏るものではない、故に斯樣な方針で大臣が命じて作らしました結果として此別表に對しては反對黨諸君が色々非難されるが、常に反對黨諸君の不滿足ばかりでない、吾々政友會同志の中に於ても、澤山此別表を見て一驚を喫した人がある、是では困難である、或は是では不條理である、不公平であると云ふことの如き、異議不平は數々聞えて居つたのであります、併し各派を通じて斯の如き不平異議があると云ふ事柄か、取りも直さず此案を制定する上に於て、當局者が公平を目的とされたと云ふことが分るのである、此點に於て吾々は(「何故に改正せぬか」と呼ふ者あり)御聽きなさい、唯今私が申すのは其意味に於て當局の發案を信用して、原案の儘修正せざらんと欲して居つたのである、現に吾々は諸君が御承知でもあらうが、原

案は修正しないと云ふことを以て目的方針として居つた、併ながらそれは唯今言ふ通りに、大體當局者の趣意を信用して居るから、吾々から之に對して之を直すとか、それに觸れると云ふことをしない、斯樣に大體定めて居るが、併ながら右樣な見解から生じ來つて居るのであるから、若し他派にして道理ある主張がありましたならば、それまでも拒むには及ばぬ話である（「誰が津田君に頼んだ」と呼ふ者あり）委員會に於て津田君の提議を靜に承りまして、吾々から斯の如き事を發議することは好まないが、本來の目的に向つて即ち原則に向つて近づく所の分割案でございますから、能く／＼其點に於て不條理があれば一致は致しませぬが、其土地の狀勢及人口の關係から見て、必ず之を拒むべき必要なしと考へたが爲めに同意を與へた次第である、斯樣な次第でありまするが故に、此別表に就ては吾々の信ずる所は當局者が之を編成したる其所信に於て信用を與へ其信用の下に何等異議を挾まないのであると云ふことを御了解を願ひたい、齋藤君は先程別表を攻擊せらるゝ時に當つて、委員會に於て數多の質問を爲した、それに對する內相の辯明は一も信ずべきものなしと云ふことを大聲疾呼されたのである、（「其通り」と呼ふ者あり）然るに現に昨日の委員會に於て下岡忠治君は此別表に就て當局者が說明されたものゝ中で多くを承認されて居ります（「のう／＼」と呼ふ者あり）「のう」と御仰しやれば速記錄を讀む下岡君の御話は斯樣である「其中三四は確かに道理あるものがあつたと思ひます、齋藤君の質問に對しては全然惡いとは思ひませぬ、其例を申せば、群馬縣の如き、神奈川縣の如き、其一例であります、其他數箇所に就て政府委員の說明が當を得ぬものと、私は首肯し得べきものがあつたことを認めて居ります」現に下岡君は斯くの通りに政府の辯明の多數を首肯して居らるるのに、齋藤君が一も首肯すべきものなしと茲に確言して、漫に政府の信用を攻擊せらるゝことの如きは、あの思慮の周到なる齋藤君にしては、甚だ責任なき公言であると、私は齋藤君の爲めに惜しむのである（拍手起る「それが山梨縣の選擧に何の關係があるか」と呼ふ者あり）私が此の修正案に就て贊成致しましたる概念は斯くの通りの次第である、其他詳しい事は先刻來の議論が盡きて居りますから、是で私の責任を了るのであります。

○議長（大岡育造君） 村松恒一郎君。

〔村松恒一郎君登壇〕

○村松恒一郎君 諸君、今日は大問題の爲めでもありまするが、前刻來の發言者諸君が可なり多くの時間を費やされました爲めに、既に八時にも垂んとする有樣であります、今日は現に病蓐に在らるゝ方々も力めて御登院になつて居る場合でありますから、本來ならば私は發言を抛棄しても宜しいのでありまするが、今日吾々の立場は少しく異る境遇に居るのでありまして、現に局外から見れば何と評せらるゝか知りませぬが、他年所屬團體と別れ、多年提携せし所の政友と手を切つて、今日此壇上に上らなければならぬと云ふ場合でありますから、暫時御靜聽を願ひたいのであります、併しながら私は德義を守つて今までの辯士の如く唯一人で一時間も二時間も述べるやうなことは致しませぬ極めて簡單に私の主張だけを申上げて置きたいと思ひます（「謹聽」「同感」と呼ふ者あり）それで前刻來選擧權擴張の問題に就きまして、或は二圓と云ひ、或は三圓と云ふ、之れに就て贊否交々に御意見が出たのであります、之れに就きましては政府案に對して憲政會の諸君の非難せらるゝ點は、憲政會の諸君の言はれるところが兎に角當を得て居るやうに思ふのである、又憲政會、國民黨の案に對して、政友會の諸君の非難せらるゝ點は、是れ亦尤のやうに聞えるのであります、此の二つを綜合致しまするると云ふと、政府案も、憲政會案も、國民黨案も、共に不徹底にして共に姑息なるものであると云ふことは、既に證明せられるのである（拍手する者あり）故に私は此處で此點に就て諄々しく申上げる必要は無いと存じまするのでありまするが、唯々政府案と、憲政會案と、國民黨案との中には、兎にも角にも幾分の相違がある、幾分の差があるのでありますから、是に就ては多少の批評を試みなければならないのであります、それで今更申上げるまでもないのでありまするが、選擧權なるものは極めて廣く極めて多く、極めて平等に、極めて公平に與へると云ふことが原則であるのは勿論の事であるのである、然らば現在此議場に現はれて居りまする政府案は、果して此目的に適うて居るか否やと申しますれば、極めて此原則に遠いものである極めて偏頗にして、極めて不公平なるものであるのである、成程十圓を三圓に引下げる、甚だ多く政府が選擧權を擴張した如く見えるのである、又政府の辯明に依りましても、現在の有權者數の倍額に增加したのであるから、是は大擴張であると言はれる之を聽くと如何にも尤らしく聞えるのでありまするが、現在の數が既に百四十何萬、倍額になりました所で僅に二百八十萬人、現在の日本の人口は、大正二年末の調でさへも五千二百萬人、今日は恐らく六千萬――內地だけで六千萬に達して居るであらうと思ひます、して見ますれば假に現在の有權者の數が倍額になりました所が、僅に九牛の一毛、百人に割當でありますれば、即ち僅に五人二分と云ふが如き低率のものであるのである、是が果して國民を意思を代表すべき代議士と云ふことが言へるのであるか又此代議士に依て組織される議會が、果して國民の意思を代表する議會と云ふことが出來るのであるか否や、而も此三圓なるものは成程十圓から三圓に引下げたと言ふけれども、現在此所得稅に致しましても、營業稅に致しましても、殆ど十圓以下は先づ無いと言うても宜い位のものであるのである、又三圓に引下げる爲めに均霑する者は、唯々郡部の農家だけである、若くは市街地に於ける極く少數の地主に止るものである、此點は最も偏頗不公平と言ふのであるのである、然らば此現在の政府案が極めて不徹底なるもので、極めて姑息なるものであることは、今更申上げる必要もなからうと思ふ、然らば此憲政會若くは國民黨、此案に依りまするると、一圓下げて二圓と云ふのである、三圓よりは二圓の方で幾らか割安になつて居るには違ひはないのである（笑聲起る）然らばそれが爲めにどの位殖えるかと言へば、先刻來代る／＼述べられた通り、僅に五十萬の人が殖えるに過ぎないのである、之を政府案に引較べましても、其卒歩合と致しまして僅か二厘の差に過ぎないものである、不徹底なることは共に同じものである、先刻齋藤君は頻に政府案の不徹底を非難されたのでありまするが、是は俗に所謂猿の尻笑ひ、三圓說が不徹底ならば、二圓說も矢張不徹底である、唯々此憲政會及國民黨に於きましては、智識階級に選擧權を與へると云ふことが、政府案よりは稍々進んで居るのである――稍々進んでは居りまするが、是も亦共に不徹底を免れない、是も先刻來既に御議論が出ましたから、私は繰返して申しませぬが、單に中學校卒業以上に與へると云ふことでは、決して智識階級を網羅したものではない、既に中學卒業以上の者に權利を與へると云ふのならば、何故に一步進んで小學校の卒業生にも矢張權利を與へると言はないのであるか、今日學科の上に於きましては、中學校と小學校では多少の相違があるのである、併ながら是が社會に出て働く上に就て、果して幾許の相違があるか、故に若し此智識階級と云ふ名は不穩當であるか知りませぬが、多少の教育を受けた者には選擧權を與へると言ふならば、總て此小學校の卒業生までに及ばさなければ、決して徹底したものと言ふことは出來ないのである、それで其結果、今日は何れの案も悉く不徹底の點に於て同一のものであるのである、殊に此政府案に致しましても、憲政案に致しましても、國民黨の案に致しましても、二圓以下は與へないと云ふことになると、二圓以下の納稅額に居る所の人々、並に全く納稅しない所の人には全く選擧の能力なしと云ふことを表明せられたも同じ事柄である、一面から言へば、國民に對する大なる侮辱であると私は思ふのである、元來此立憲の本義から申しますれば、少數が多數に服從すると云ふのが、是が立憲の本義であらうと思ふ、今日の選擧制度に於きましては、僅に此現在に於ては十圓以上であるが、之を擴張して二圓以上或は三圓以上と致しましても僅に二百八十萬若くは三百五十萬位な人間に依つて代表せらるゝ所の此議會、是が六千萬の國民に支配されると云ふことになれば、即ち少數を以て多數を服從せしめると云ふ結果に相成るのである、立憲の本義に遠きこと亦甚だしと言はねばならぬのである、勿論此選擧權の擴張と云ふことに就ては、恐らく總ての諸君に御異議のない事柄であらうと思ふのである、現に床次內務大臣も、此政府の案も尙ほ不十分であると云ふことは認めて居られるのである、唯々內相は急激なる選擧權の擴張は却つて弊害があるから、現在の所が丁度宜いと云ふことを言つて居られるのでありまするけれども、此案の如きは却て寧ろ此害を多くするものであると私は思ふで吾々の主張する所、必ずしも急激に選擧權の擴張をしやうと云ふ者ではないのでありまして、單に現在の納稅資格を撤廢して、さうして二十五歳以上の獨立の――二十五歳以上の男子にして獨立の生計を營む者に、選擧權を與へやうと云ふのでありましてまだ理想的の普通選擧に達する事遠いのでありますが

唯々今日納税資格を撤廢すると云ふことの、即ち普通選擧の第一歩に踏入るものとして、吾々は暫く之に甘んじなければならないので、是が何故に大切であるかと申しますれば、納税資格を存する以上は、此二圓若くは三圓の納税をする者に非ずんば權利を與へずと云ふ茲に一つの制限を置くのである、隨て多數の國民は悉く除外をせられ、排斥をせらるゝと云ふことに相成るのである、吾々の主張する所に依りますれば、此納税資格を撤廢して、如何なる者にも權利を與へると云ふ原則だけは、茲に打立てることが出來るのである、其原則を打立てた以上、此實際の國情に依り國民の智識の進度に依り姑く之を男子に止め、其男子の中でも先づ以て此獨立の意思の確立すると云ふ時代、即ち二十五歳を基礎と致して而も此獨立の生計を營む者に與へたいと云ふのである、何故とならば苟も二十五歳にも達する所の男子にして、獨立の生計を營むことの出來ない者であるならば、獨立の能力の無い者である、獨立の能力の無い者が自己の代表者を選ぶ資格は無い、國政に參與する資格は無いのでありますから、是は即ち自業自得である、それだけの能力が無いのであるから是は已むを得ないのである、併ながら他日自ら反省し自ら悟つて獨立の生計を營むことになれば、忽ちに權利を與へる、是が吾々の現在の納税の資格を基礎とする諸君の意見と吾々の意見と異なる根本であるのである、斯くして幾何の選擧人を増加するかと申しますれば……

〔議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く〕

○村松恒一郎君　今日此二十五歳以上の男子と云ふものが千三百萬人あるのであります、それから其中で獨立の生計を營む者がどの位有るかと云ふことは明白に知ることは出來ませぬが、少くも茲に現在に戸主と稱する者が九百六十五萬人ある、中で男子の戸主が、八百八十三萬人有るのであります、此八百八十三萬人の戸主は無論獨立の生計を營んで居るのである、此以外に假令戸主に非ずとも、或下宿生活を致して居る者、或は植生の小屋に住つて居る者に致しましても、或は二男とか三男とか稱する者にもせよ、兎に角獨立の生計を營む者が二百萬や三百萬は必ず有るに相違ないのでありますから、吾々の主張に從へば一千萬人の選擧權が生ずるのである、此一千萬の選擧權と申しますれば、現在の人口から言へば先づ五分の一許りに當るので、先づ二十「パーセント」に相成るのでありますから、先づ以て理想的の選擧人員と言ふことが出來ると思ひます、吾々が如何に何でも今日の此世界の大勢、今日の國民思想の上から、此位の選擧權擴張は是非致さなければならぬものであると考へるのである（「簡單々々」と呼ふ者あり）唯々茲に一言辯じて置きたい事は、斯の如く致しますれば或は此下宿屋生活を致して居る所の者で甚しきは木賃宿に生活致して居つて、半年一年を過して鶴嘴を擔いで鐵道線路に赴く人々も、或は背服を着けて工場に働く所の人々にまでも、選擧權を及ぼすと云ふ事になると、それが爲に或は一種の危害が生ずることがないのであるか、或は危險思想を生ずる事があるかも知らない、と云ふやうな危惧を抱き杞憂を懷く人があるか知れませぬが、是亦吾々の甚だ意見を異にする所でありまして、苟も人として其局に當れば必ず責任觀念の生ずるものであります、責任觀念の生ずる以上は必ずしも常規を逸した思想を懷き、常規に逸した行ひをするものでない、今日は奈何せん五千萬人の國民中に僅に百四十萬、之を政府案の通りに擴張致しましても二百八十萬の人に權利を與へ、其他の者は悉く除外することになれば、除外せられた者が果して眞に國家に對して自覺ある徹底したる責任觀念を生ずるや否やと云ふことは、疑問であらうと思ふのである、若しも此植生の小屋に住む水呑百姓、或は此鶴嘴を擔ぐ所の工夫に至るまでも、我は國家の政治に參與すべき權利有りと云ふ自覺を與へましたならば、彼等は恐らく此國家を念と致して、益々國家の隆昌を圖り、此國家の基礎を鞏固にしなければならぬと云ふ感じは必ず起すに相違ないのである、今日の國家は即ち國民全體が維持しなければならぬ、上は萬世無窮の帝室を戴き、下には五千萬國民が一致して此國家を維持すると云ふ事でなければ、迚も此世界列强の競爭の間に立て國運を盛んにする事の出來ないと云ふ事柄は明かである、之に就ては斯く申上ぐる通り苟も獨立の生活を營む位の男子には、悉く選擧權を與へて、彼等をして政治上の觀念、國家の基礎を鞏固にすると云ふ念を生ぜしむることは極めて必要な事であると同時に、是は唯々私の申上げる選擧權の擴張に依つて、始めて目的を達せらるゝものと私は信ずるのである、で床次內相は現在の此制度、此政府案に對する維持の理由として、例の恒産有る者は恒心有りと云ふ事を主張せらるゝのでありまするけれども、由來此日本人は支那人の如く物質本位の人間でない、日本人の中には物質以外に犧牲的の崇高なる精神を持つて居るものである、故に恒産無しと雖も恒心有る者が澤山有る、之に反して現在の選擧場裡の有樣は如何であるか、十圓以上と言へば地方に於ては最も恒産有る所の人である、其恒産有る人々の選擧上に於ける狀態は如何でありまするか、今日諸君が運動費が多く掛ると言はれる、其運動費は何物に費さるゝかと云ふ事を考へたならば、此恒産有る者は恒心有りと云ふ事は、何等の價値の無いと云ふことが明かである（拍手する者あり）之に反して現在地方の青年、何等の選擧權の無い青年でありますけれども、彼等は自己の地位を自覺し、現在の政治の狀態を理解して、所謂犧牲的精神を以て諸君を助け來つて居るに相違ない、何れの地方に於きましても、青年は極めて崇高なる犧牲的精神を以て選擧場裡に働いて居ると云ふ事は疑ない事實である、然らば內相の言はるゝ恒産有る者は恒心有りと云ふ事は何等の根據の無い議論であらうと思ふのである、斯く申しますれば吾々の主張吾々の意思と云ふものを今日實施するに於て何等差支はない、何等の不都合はないと云ふことは、最早明かであらうと思ふ、然るに動もすれば此一種の尙早論と云ふものがある、多數の人々悉く前置きには普通選擧は反對ではない唯々併ながら時期が早いと言はるゝ、從來此維新前に於きまする開國論に對する尙早論、或は明治七年の民選議院の建白に對する尙早論、或は明治二十年頃の內地雜居に對する尙早論、是等は皆な事實に於ては無期延期の意味の尙早論であるから、是は多少の理由が立つか知れない、今日の尙早論はどうであるか、全部とは申しませぬが、少なくとも議場の過半數の人々が今回は此儘に致して置いて、此冬には納税資格を撤廢するの案を出さうと云ふ下心は、恐らく持つて居らるゝであらうと思ふのである、私は千里眼は持ちませぬ讀心術は得て居りませぬが、是は恐らく間違のない推測であらうと思ふ、然らば時期尙早と云ふても纔かに一年を出でない、半年を出でない時期尙早となり、甚だ無意味なる時期尙早である、然らば何故に進んで納税資格撤廢の案を出されないのであるか、之に向つて贊成をせられないのであるか、此點が私が甚だ怪訝に堪へざる點であります、で今日吾々共は唯今申上げた通り苟も獨立の生計を營む所の二十五歳の男子に向つて、全部選擧權を與へると云ふ此案は、兎にも角にも一度此議會の壇上に實現させたいと云ふことを努力致したのでありまするが、不幸にして時至らず、僅に一名の人を一方に得れば一方に失ひ、遂に此議場に現はすことの出來ないのは、甚だ私遺憾に感ずるのであります、併し諸君が總て之に反對であるならば、兎に角諸君は納税資格の撤廢、若くはそれ以上の選擧權の擴張には、恐らく御異論はあるまいと思ふ、就中政友會の松田君の如き、つい最近に至るまで、私の目前に於て今日は二圓三圓の姑息論を唱へる時期ではない、宜しく普通選擧に依つて進まなければならぬと云ふことを高唱されて、餘りに其氣焰の高い爲めに私は寧ろ大に驚いた位の程度であつたのである、若し此松田君にして黨議と云ふ枷が無かつたならば黨議と云ふ轡が嵌つて居なかつたならば、恐らく吾々以上の急進的普通選擧論を唱へるであらうと思ふが、併し此處が所謂黨の節制、黨の一致の上から、今日此演壇で松田君の御高說を伺はなかつたのは、誠に遺憾千萬である、單り松田君のみならず、政友會內に於て尙ほ其他に數十名の急進論者があると云ふ事を確信して居る是は私が最も力强く感ずる所である、又憲政會內に於ても、同樣、三木武吉君、横山勝太郎君、岡部次郎君、大竹貫一君、是等の人々は政友會の人より今一歩進んで、院外に於て盛に普通選擧を唱へられ、現に大會の決議に於ては速に普通選擧を實行すべしと云ふ決議にまで加つて居る方々である、是亦此黨議と云ふ足枷手枷の爲めに、此議場で御高說を伺ふことの出來ないのは、甚だ私遺憾に思ふのであります、其處に至りまするると、私共は局外者から見れば狂と云ふか愚と云ふか知れませぬが、唯々吾々少數の者が茲に吾々から申せば姑息なる選擧擴張案、吾々としては不滿足なる納税資格の撤廢のことすらも實現することの出來ないのは、甚だ遺憾でありますけれども、既に內面に於ては斯の如き熱烈なる普通選擧論者が多數あられると云ふことは、即ち此次の議會に於て確に微々たる吾々の主張が、此議場に大多數を以て迎へられると云ふことを信じまして、それをせめてもの慰めと致しまし

て此處に私は此主張を述べて置きます。

〔拍手起る〕

○副議長（濱田國松君）　松本誠之君。

〔松本誠之君登壇〕

〔拍手起る〕

〔「簡單々々」「大にやるべし」と呼ぶ者あり〕

○松本誠之君　宜しい――滿堂の諸君、何時も私は殿りを引受けたやうな風になつて居りますが、極く簡單に申上げます、故にもう私のあとには何誰も出る方がありませぬから、暫くの間の御辛棒を願ひます（「謹聽々々」）

〔副議長濱田國松君議長席を退き議長大岡育造君著席〕

○松本誠之君　先刻村松君は現在の立場を御話になつて諸君の同情を御買になつたが、私が此演壇に立ちましたのは、決して新政會を代表しての演說ではないのです、又御承知の通り我黨の屬して居る新政會は、此選擧法の改正案に付きましては、自由行動を取つたのである、故に吾輩は自由行動を取つて議長に申込んで此演壇に立つたのであるから、即ち自分の愚見を暫く諸君に御聽取を願ひたい、誠に新政會と云ふ一團體がありまして、斯の如き國家の重大なる問題に對して、自由行動を取ると云ふやうになりましたのは、誠に自分に取りましても不愉快に感ずるのみならず、他の大黨の政友會、憲政會、或は國民黨に對して誠に慚愧の至りに堪へないのでありますが、是は已むを得ない、而して私共は諸君も御承知の通り何等政黨政派に關係はございませぬ、全く不偏不黨嚴正中立の態度を以て、今日自分の立場に居るのでございます、失禮ながら固より眼中に今日政黨政派を持つて居りませぬけれども、他日憲政會の諸君が私の氣に入るやうな事をやつて呉れたならば、或は其驥尾に從つて御伴をする時が來るかも知れない。

〔「御免だ〳〵」と呼ぶ者あり笑聲起る〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○松本誠之君　總て何事を爲すにも大小となく事を起しまする上に於きましては、一利の之に伴ひ、一害の之に隨つて來るのは當り前である、又事を改める上に於て、其結果たるや改めた事が改善ともなり改惡ともなると云ふ事は、是は免れないけれども諸君、苟も今日吾々が好意を以て擁護せんとする所の此現內閣である、此內閣が天下の廣居に立ち、天下の正位に立ち、天下の大道を行はんと欲して、此度此衆議院議員選擧法改正案、是が即ち國利民福である、是が社會の爲めであると思つて信じて出したことなれば、是が改惡になるか改善になるか其結果は分らぬけれども、能く之を研究審査した上に於て、やらせて見るが宜からうと思ふのである、而して自分が聞く所に據りますと云ふと、或は觀察する所に據りますると、明治三十五年以來此大選擧區制を以て、今日まで押通して來たのでありますが、現在の有權者諸君に於きましても、多くは此大選擧區の繁雜に厭忌致しまして、小選擧區制なるものを希望すると云ふ今日の時代になつて居る、又唯今大選擧區――現行法に依つて、即ち諸君と共に此競爭場裏に立つたのでありますけれども、私の思ふには恰も實質に於ては小選擧區の形を成して居る、何故なれば一郡に於て某は千何百票を持つて居る、此郡に於ては千五六百票を持つて居る、此處には八百票持つて居る、あとの足らない所は一府縣下を跋涉奔走して投票を取ると云ふやうな風で、所謂應仁年間の如く群雄割據して、各地に居るのではないか、是が恰も小選擧區の形を爲して居ると云ふ吾輩の議論である（拍手）さうしてどうであるか、能くまあ憲政會の諸君も御聽きなさい、若しも此小選擧區と云ふことになりましたならば、私は之に贊成であるから申すのである、大正六年に諸君と共に隨分戰つて見たがまだ今日より物價は安うございましたが、彼の時はどうだ、諸君、二萬圓の金を使つた人間は大正十年には四萬五六千圓だ、三萬圓を使つた人は七萬五千圓の金を持たなければ到底選擧場裏に立つことが出來ない、小寺謙吉君はやるだらうが、其他の者は此戰は恐くは不可能であらうと思ふ、困難であらう、是等の點からして選擧費用の輕減と云ふことに付て、自分は、是は各候補者の即ち戰鬪場裏に立つ人の爲めに、選擧の費用が減ずると云ふ上に於て宜からうと云ふので、此小選擧區に贊成を致したのである、又其狹域が狹隘になりますに付ては、選擧の上に於ても取締と云ふものが十分能く行屆きまして、必ずや選擧違反と云ふものが無いとは云へないが、今日の如く大勢出るやうなこと無くして、其法網に罹ると云ふやうな人が却て此小選擧區にすれば少なくなると云ふやうなことがあらうかも知れぬと、私は思ひます、是等の事に付て自分は此の小選擧區の方が宜しからうと云ふことで、即ち嚴正の態度を以て、中立の態度を以て贊成を致したのでございます、又候補者其人であります、今日大選擧區に致して置きますと云ふと、區域が廣いから東西南北に跋涉致し驅廻つて、さうして政見發表、ほら演說、ほら有志會の談話會、色々な事に臨まなければならぬ、中々行屆かない、是が小選擧區になりましたならば、自分の政治上に於ける所の政見の發表に付ては、能く行渡ると同時に、國民に對しては政治道德の訓練を十分に與へ、又政治思想を十分に養成し、政治敎育をば十分に與へると云ふことの利益があると深く信じて居るのである、是は即ち選擧區域が狹くなると十分政見發表が出來る、そこで有權者其者は彼の人ならばと云ふことで、適當な人間を擧げることが出來る、此意味に於て小選擧區に贊成でございます、所が年齡の事なり、或は智識階級の事なり、現役兵を濟して來た者に權利を與へると云ふことに付ては色々自分は議論を持つて居るけれども、時間も迫つて居るが爲めにもう極く簡單に申しますが、唯々三圓二圓と云ふことに付て政府案に贊成の意見は、是れは三圓と云ひ、二圓と云ひ、實は五十歩百歩である、二圓と致した所で格別大して有權者が殖えると云ふことでもなければ、三圓であつてもさう減ずるものでもないと思ふ、けれども私思ふに、現行府縣會議員の選擧權も三圓の納稅を程度と致して居る、然らば此衆議院議員の選擧權の納稅資格を三圓とすると云ふ事は、是は府縣會議員の選擧資格の納稅に於て權衡が保たれまして、之を二圓とすると、少しく箸を逆さ向けにしたやうなことではあるまいかと信じます爲めに、私は此三圓に贊成したのであります、それから別表の事柄に付て大分言ひたい事があるけれども、是は省いて置く、唯々最後に私が一言を申して、賢明なる滿場の諸君の御耳を汚して置きたいのは、他ではございませぬ、それは能く諸君が御聽取を願ひたい、殊に憲政會の賢々明々なる諸君の御聽を願ひたい、吾輩は兵庫縣、僕の鄕里の事を一つ御話するが、僕の鄕里は兵庫縣川邊郡である、能く聞け（笑聲起る）天下に名高き金もあり有力なる小寺謙吉君は有馬郡である、此有馬郡と吾輩の貧弱なる川邊郡と總合して一名の代議士を出すのである、どうだ（笑聲起る）さうして隣郡の武庫郡は一名の議員を出す、尾崎は獨立して一人出す、他日大正十年に於て此貧弱なる吾輩はどうだ（笑聲起る）金の上なり、他の事は別問題として小寺謙吉君と松本誠之、何十萬何百萬の金を投り出しても構はぬと云ふ人間と、大正十年に於て戰を交へなければならぬと云ふやうな境遇である、宜しいか、然らば此松本誠之は大選擧區を贊成して、憲政會の諸君、國民黨の諸君に共鳴を致しまして、政府案に反對をしなければならぬのであります、自分等の立場から考へて見れば――所が先刻來政友會、憲政會、國民黨の先輩諸君、歷々の諸君の御說を聞けば、此別表の事に付て御話になるのは、矢張幾分か此黨派的の感情があり、或は自分一身の立場の事があり、友人の立場の事を仰しやるやうに私は思つたのである、苟も天下の廣居に立つて諸君と共に此議政壇上に立つた限りには、幾分か自分の立場から見て、現在は斯うだ、將來は斯うだ、大選擧區は不利益だ、小選擧區は利益だと云ふやうな區々たる自分の私心の爲めに私の爲めに今日は彼此云ふべき事ではあるまいと思ふ、幾らか國を思ひ、國を憂ひ、民を思ひ、國家を思うて善政良法を布かんとする所の念慮ある者ならば、所謂善政良法を布かんとする念のある人ならば、所謂先憂後樂の人であるならば、幾分國の爲めに公共の爲めに云ふ事の眼を以て、此案抔に對しては贊否の決心をしなければならぬと思ふ、それに立場がどうだ、黨派の主張がどうだ、勢力がどうだと云ふことは、吾々の如き、即ち不偏不黨嚴正中立態度の眼から見れば、政友會、國民黨、憲政會、實に笑ふに堪へたり（笑聲起る）吾輩は即ち此見地よりして大正十年に今此處で言うて置くが、小寺謙吉君潔く戰はう、下岡忠治君やつて見やう、大正十年にやつて見やう、前の次官やら金持は決して恐れない、此意味を以て政府案に贊成を表すると云ふことを申して置きます。

○岩崎勳君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎君。

○岩崎勳君　討論終結の動議を提出致します。

○議長（大岡育造君）　討論終結の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て討論は終結になりました、此場合諸君の御聽を願つ

て置きます、議員中に病氣を推して御登院の方があります、投票の際登壇に不自由な御方を見受けます既に屆出もあります、是は先例に依つて書記官を其席に遣して投票を受取り、代つて投票することを許可致します（拍手起る）決議を採りまする方法順序を宣告致します、區制と納稅、此二つは各別に採つて記名投票を行ひます、智識階級、選擧人の年齡、是だけは起立に問ひます、其他は委員長の報告に付て是亦起立に問ひます、此順序を御承知を願ひます而して其決を採る度每に唯今區制と簡單に申したのは斯う云ふ意味だと云ふことの說明をして、諸君の御了解を得たいと思ふのであります、之に御異議がなければ此方法を用ひたいと思ひます。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　然らば之に依ります——第一に區制、委員長の報告、即ち政府提出案、小選擧區他の一案は大選擧區、仍て委員長報告に付て採決を致します、採決は記名投票を用ひます、委員長報告に贊成の諸君は白票、之に反對の諸君は青票——唯今投票を致しまする、其採決すべき案は委員長の報告即ち政府案小選擧區、之に贊成の諸君は白票、之に反對の諸君は青票であります——閉鎖——指名點呼を命じます

〔原田書記官氏名を點呼す〕

○議長（大岡育造君）　投票漏はありませぬか——投票漏れはないと認めます——閉鎖——開匣を命じます——是より投票の結果を書記官長より報告致します

〔寺田書記官長朗讀〕

投票總數三百四十九
可とするもの　二百五
否とするもの　百四十四

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　仍て小選擧區制が可決致しました、

〔拍手起る〕

政府案委員長報告を可とする議員の氏名左の如し

磯部尚君　井坂光暉君
今井今助君　岩崎勳君
井上敬之助君　岩崎總十郎君
石射文五郎君　伊東重君
池田龜治君　井上角五郎君
一宮房治郎君　井島義雄君
鳩山一郎君　秦豐助君
生原忠右衛門君　八田宗吉君
原敬君　原田佐之治君
林毅陸君　原田十衛君
萩亮君　林爲良君
西村正則君　西村稱禮君
堀切善兵衛君　戸狩權之助君
戸水寛人君　床次竹二郎君
陣軍吉君　長田桃藏君
小山田信藏君　尾見濱五郎君
小山溫君　奥村三樹之助君
小川平吉君　小田切磐太郎君
大石五郎君　奥田龜造君
小川藏次郎君　岡田榮君
奥田榮之進君　若尾幾造君
渡邊陳平君　渡邊祐策君
粕谷義三君　河上哲太君
川原茂輔君　神川長久君
吉植庄一郎君　横田千之助君
米田穰君　吉原正隆君
田邊熊一君　高橋光威君
高島順作君　田村順之助君
瀧正雄君　高岡唯一郎君
高橋嘉太郎君　高橋辰二君
田中隆三君　高橋本吉君
高見之通君　竹内明太郎君
坪田十郎君　土谷全次君
土屋清三郎君　頭本元貞君
恒松隆慶君　根本正君
中倉萬次郎君　中村喜平君
鳴海文四郎君　中橋德五郎君
中村啓次郎君　中野寅次郎君
南里琢一君　長峰與一君
中西六三郎君　村野常右衛門君
武藤金吉君　漆昌巖君
鵜澤總明君　上野松次郎君
上埜安太郎君　則元由庸君
野村治三郎君　野田卯太郎君
工藤善助君　工藤吉次君
工藤卓爾君　熊谷直太君
熊谷五右衛門君　藏內次郎作君
山本悌二郎君　八木逸郎君
柳原九兵衛君　山內範造君
山口恒太郎君　前田米藏君
牧山耕藏君　丸山豐治郎君
丸山嵯峨一郎君　松浦五兵衛君
政尾藤吉君　松田源治君
氣賀勘重君　福本寅松君
福井三郎君　藤野正年君
小久保喜七君　小泉策太郎君
小林源藏君　兒玉亮太郎君
兒玉好熊君　遠藤良吉君
江藤哲藏君　寺田省歸君
秋本喜七君　赤尾彥作君
秋山金也君　天春文衛君
穴水要七君　阿部武智雄君
赤間嘉之吉君　東武君
指田義雄君　齋藤安雄君
齋藤珪次君　齋藤壽雄君
佐々木文一君　澤來太郎君
佐藤喜八君　齋藤紀一君
榊田清兵衛君　木村政次郎君
宮本逸三君　三輪市太郎君
南澤宇忠治君　三土忠造君
清水市太郎君　島田俊雄君
志々目藤彥君　廣岡宇一郎君
西田鋭吉君　廣瀨鎭之君
百瀨清治君　望月圭介君
毛里保太郎君　森田政路君
元田肇君　關矢儀八郎君
清崟太郎君　鈴木錠藏君
諏訪部庄左衛門君　菅野傳右衛門君
隅田豐吉君　大堀孝君
湯淺凡平君　石川玄三君
花井卓藏君　堀尾茂助君
尾崎元次郎君　大林森次郎君
尾崎敬義君　大藪房次郎君
若尾璋八君　金杉英五郎君
金澤仁作君　河野徹志君
河崎助太郎君　我如古樂一郎君
吉田羊治郎君　横井藤四郎君
田島達策君　津田毅一君
上田彌兵衛君　松井文太郎君
松島肇君　松浦與三郎君
小鹽八郎右衛門君　越山太刀三郎君
佐々木平次郎君　北田豐三郎君
北井波治目君　平田健太郎君
石原正太郎君　飯田精一君
林平四郎君　富島暢夫君
小川鄕太郎君　吉田中君
武市彰一君　佃安之丞君
中川隣之輔君　松本剛吉君
松本誠之君　松田三德君
古川清君　近藤慶一君
秋田寅之介君　美彌龍彥君
肥田景之君　關原彌里君
臼井哲夫君

同上否とする議員の氏名左の如し

井原百介君　井島茂作君
磯貝浩君　今村七平君
井戸文四郎君　石川又八君
井原喜代太郎君　岩佐善太郎君
橋本喜造君　牛谷淸壽君
早速整爾君　西川太治郎君
西英太郎君　本田恒之君
本間三郎君　戸井嘉作君
富田幸次郎君　大森與三次君
大竹貫一君　大津淳一郎君
岡部次郎君　奥田柳藏君
岡崎運兵衛君　大谷高寛君
亘理胤正君　片岡直溫君
川崎安之助君　片木政治郎君
唐端淸太郎君　加藤政之助君
河野正義君　川村惇君
川崎克君　加藤定吉君
河西豐太郎君　河野廣中君
川村精之君　加治壽衛吉君
河波荒次郎君　横山勝太郎君
横田孝史君　横山金太郎君
賴母木桂吉君　高木正年君
田中萬逸君　竹村良貞君
高田耘平君　田中善立君
高橋久次郎君　武富時敏君
添田飛雄太郎君　長島律太郎君

内藤傳浩君　長尾元太郎君
武藤嘉門君　村松龜一郎君
鵜澤宇八君　上村耕作君
野村嘉六君　黒須龍太郎君
久須美東馬君　山口俊一君
山道襄一君　山田珠一君
正木照藏君　牧口義矩君
松岡勝太郎君　町田忠治君
前田卯之助君　古屋慶隆君
降旗元太郎君　藤澤幾之輔君
小泉又次郎君　小寺謙吉君
小林嘉平治君　小山松壽君
小西和君　小池仁郎君
護得久朝惟君　綾部惣兵衛君
淺野順平君　荒川五郎君
齋藤隆夫君　櫻井庄平君
坂口仁一郎君　柵瀬軍之佐君
齋藤宇一郎君　櫻井兵五郎君
佐々木正藏君　行德健男君
三木武吉君　三隅哲雄君
箕浦勝人君　下岡忠治君
日比野寛君　樋口秀雄君
平島松尾君　平山岩彦君
森田茂君　森秀次君
望月小太郎君　關和知君
仙石貢君　鈴置倉次郎君
杉山東太郎君　鈴木富士彌君
今村勤三君　犬養毅君
犬飼源太郎君　濱田國松君
西村丹治郎君　堀川美哉君
土井權大君　大口喜六君
大内暢三君　渡邊昭君
川口木七郎君　柏原文太郎君
高木益太郎君　高戸郁三君
高島兵吉君　中川幸太郎君
植原悦二郎君　野添宗三君
野口孝治君　牧野鐵九郎君
前川虎造君　藤井善助君
古島一雄君　近藤達兒君
小橋藻三衛君　有森新吉君
白河次郎君　關直彦君
鈴木梅四郎君　今井嘉幸君
小川寅六君　中村靜興君
赤木龜一君　山根正次君
兒玉右二君　秋田清君
坂本金彌君　木下謙次郎君

○議長（大岡育造君）　次に選擧資格中委員長の報告即ち直接國税三圓以上と直接國税二圓以上とを比較して採決致します、即ち委員長報告三圓以上を可とする者は白票、三圓以上を否とする者は青票――閉鎖――氏名點呼を命じます。

〔田口書記官氏名を點呼す〕

○議長（大岡育造君）　投票漏はありませぬか――投票漏は無しと認めます――閉鎖――開匣を命じます――投票の結果を書記官長より報告致します。

〔寺田書記官長朗讀〕

投票總數　三百四十五

可とする者　白票二百二十三

否とする者　青票百四十二

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　仍て直接國税三圓以上と決しました。

〔拍手起る〕

政府案委員長報告を可とする議員の氏名左の如し

磯部尚君　井坂光暉君
今井今助君　岩崎勲君
井上敬之助君　岩崎總十郎君
石射文五郎君　伊東重君
池田龜治君　井上角五郎君
一宮房治郎君　井島義雄君
鳩山一郎君　秦豐助君
生原忠右衛門君　八田宗吉君
原敬君　原田佐之治君
林毅陸君　原田十衛君
萩亮君　林爲良君
西村正則君　西村種禮君
堀切善兵衛君　戸狩權之助君
戸水寛人君　床次竹二郎君
陣軍吉君　長田桃藏君
小山田信藏君　尾見濱五郎君
小山溫君　奥村三樹之助君
小川平吉君　小田切磐太郎君
大石五郎君　奥田龜造君
小川鐵次郎君　岡田榮君
奥田榮之進君　若尾幾造君
渡邊陳平君　渡邊祐策君
粕谷義三君　河上哲太君
川原茂輔君　神川長久君
吉植庄一郎君　横田千之助君
米田穰君　吉原正隆君
田邊熊一君　高橋光威君
高島順作君　田村順之助君
瀧正雄君　高岡唯一郎君
高橋嘉太郎君　高橋辰二君
田中隆三君　高橋本吉君
高見之通君　竹内明太郎君
坪田十郎君　土谷全次君
土屋清三郎君　頭本元貞君
恒松隆慶君　根本正君
中倉萬次郎君　中村喜平君
鳴海文四郎君　中橋德五郎君
中村啓次郎君　中野寅次郎君
南里琢一君　長峰與一君
中西六三郎君　村野常右衛門君
武藤金吉君　漆昌巖君
鵜澤總明君　上野松次郎君
上埜安太郎君　則元由庸君
野村治三郎君　野田卯太郎君
工藤善助君　工藤吉次君
工藤卓爾君　熊谷直太君
熊谷五右衛門君　藏内次郎作君
山本悌二郎君　八木逸郎君
柳原九兵衛君　山内範造君
山口恒太郎君　前田米藏君
牧山耕藏君　丸山豐治郎君
丸山嵯峨一郎君　松浦五兵衛君
政尾藤吉君　松田源治君
氣賀勘重君　福本寅松君
福井三郎君　藤野正年君
小久保喜七君　小泉策太郎君
小林源藏君　兒玉亮太郎君
兒玉好熊君　遠藤良吉君
江藤哲藏君　寺田省歸君
秋本喜七君　赤尾彦作君
秋山金也君　天春文衛君
穴水要七君　阿部武智雄君
赤間嘉之吉君　東武君
指田義雄君　齋藤安雄君
齋藤珪次君　齋藤[illegible]君
佐々木文一君　澤來太郎君
佐藤喜八君　齋藤紀一君
柳田清兵衛君　木村政次郎君
宮本逸三君　三輪市太郎君
南澤宇忠治君　三土忠造君、
清水市太郎君　島田俊雄君
志々目藤彦君　廣岡宇一郎君
西田銳吉君　廣瀬鎭之君
百瀬清治君　望月圭介君
毛里保太郎君　森田正路君
元田肇君　關矢儀八郎君
清崟太郎君　鈴木錠藏君
諏訪部庄左衛門君　菅野傳右衛門君
隅田豐吉君　石川玄三君
花井卓藏君　堀尾茂助君
尾崎元次郎君　尾崎敬義君
大藪房次郎君　若尾璋八君
金杉英五郎君　金澤仁作君
河野徹志君　河崎助太郎君
我如古樂一郎君　吉田羊治郎君
横井藤四郎君　田島達策君
津田毅一君　上田彌兵衛君
松井文太郎君　松島肇君
松浦與三郎君　小鹽八郎右衛門君
越山太刀三郎君　佐々木平次郎君
北田豐三郎君　北井波治目君
平田健太郎君　石原正太郎君
飯田精一君　林平四郎君
富島暢夫君　小川鄕太郎君
吉田中君　武市彰一君
佃安之丞君　中川隣之輔君
松本剛吉君　松本誠之君
松田三德君　古川清君
近藤慶一君　秋田寅之介君
美禰龍彦君　肥田景之君
關原彌里君　臼井哲夫君
大林森次郎君

同上否とする議員の氏名左の如し

井原百介君　井原茂作君
磯貝浩君　今村七平君
井戸文四郎君　石川又八君
井原喜代太郎君　岩佐善太郎君
橋本喜造君　半谷清壽君
早速整爾君　西川太治郎君
西英太郎君　本田恒之君
本間三郎君　戸井嘉作君
富田幸次郎君　大森與三次君
大竹貫一君　大津淳一郎君
岡部次郎君　奥田柳藏君
岡崎運兵衞君　大谷高寛君
亘理胤正君　片岡直温君
川崎安之助君　片木政治郎君
唐端清太郎君　加藤政之助君
河野正義君　川村惇君
川崎克君　加藤定吉君
河西豐太郎君　河野廣中君
川村精之君　加治壽衞吉君
河波荒次郎君　横山勝太郎君
横田孝史君　横山金太郎君
頼母木桂吉君　高木正年君
田中萬逸君　竹村良貞君
高田耘平君　田中善立君
高橋久次郎君　武富時敏君
添田飛雄太郎君　長島律太郎君
內藤傳祿君　長尾元太郎君
武藤嘉門君　村松龜一郎君
鵜澤宇八君　上村耕作君
野村嘉六君　久須美東馬君
山口俊一君　山道襄一君
山田珠一君　正木照藏君
牧口義矩君　松岡勝太郎君
町田忠治君　前田卯之助君
古屋慶隆君　降旗元太郎君
藤澤幾之輔君　小泉又次郎君
小寺謙吉君　小林嘉平治君
小山松壽君　小西和君
小池仁郎君　讓得久朝惟君
綾部惣兵衞君　淺野順平君
荒川五郎君　齋藤隆夫君

櫻井庄平君　坂口仁一郎君
栅瀨軍之佐君　齋藤宇一郎君
櫻井兵五郎君　佐々木正藏君
行德健男君　三木武吉君
三隅哲雄君　箕浦勝人君
下岡忠治君　日比野寛君
樋口秀雄君　平島松尾君
平山岩彥君　森田茂君
森秀次君　望月小太郎君
關和知君　仙石貢君
鈴置倉次郎君　杉山東太郎君
鈴木富士彌君　今村勤三君
犬養毅君　犬飼源太郎君
濱田國松君　西村丹治郎君
堀川美哉君　土井權大君
大口喜六君　大內暢三君
渡邊昭君　川口木七郎君
柏原文太郎君　高木益太郎君
高戸郁三君　高島兵吉君
中川幸太郎君　植原悅二郎君
野添宗三君　野口孝治君
牧野鐵九郎君　前川虎造君
藤井善助君　古島一雄君
近藤達兒君　小橋藻三衞君
有森新吉君　白河次郎君
關直彥君　鈴木梅四郎君
今井嘉幸君　小川寅六君
中村靜興君　赤木龜一君
山根正次君　兒玉右二君
秋田淸君　坂本金彌君

○議長(大岡育造君)　其次には中學校及師範學校卒業以上の者と且つ獨立の生計を營む者に選擧權を與ふべしと云ふ此點に付て決を採ります(「反對」と呼ふ者あり)暫く御聽を願ひます、是は二通りあります、中學及師範學校卒業以上の者に選擧權を與ふると云ふのと、其卒業者にして且つ獨立の生計を與ふる者(笑聲起る)と云ふ此二種類あります……生計を營む者——中學及師範學校卒業以上の者にして、且つ獨立の生計を營む者に選擧權を與ふべしと云ふに、同意の諸君の起立を求めます。

起立者　少數

〔「反對」「大多數」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　少數であります、否決——此次は中學及師範學校卒業以上の者に選擧權を與ふべしと言ふ、此點に贊成の諸君の起立を求めます。

起立者　少數

〔「反對」「多數」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　少數——否決——次に選擧人の年齡を二十年にすべしとの點及び兵役義務を終りたる者に選擧權を與ふべしとの點に付て決を採ります、贊成の諸君の起立を求めます。

起立者　少數

○議長(大岡育造君)　少數であります、否決されました、其他は總て委員長報告通りに贊成の諸君の起立を求めます。

起立者　多數

〔「贊成々々」「少數々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　大多數であります。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君)　唯今の決議の結果、議員より提出の二案を廢棄せられ、政府案は總て委員長報告の通りに決しました。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　直ちに政府提出衆議院議員選擧法中改正法律案の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り可決確定せられんことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ直ちに三讀會を開きます。

衆議院議員選擧法中改正法律案(政府提出)

第三讀會

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　本案は二讀會決議の通り三讀會に於て可決確定したることを宣告致します。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君)　今日は是にて散會。

午後八時五十一分散會

○大正八年三月十一日(火曜日)

午後一時十二分開議

議事日程　第二十一號

質問

一　社會主義取締に關する質問(鈴木富士彌君提出)
二　甘蔗作に關する質問(我如古樂一郎君提出)
三　鹽の專賣生産及配給に關する質問(小西和君提出)
四　移民政策に關する質問(土井權大君提出)
五　東京市青山墓地移轉問題の件並墓地及埋葬取締規則第二條に關する質問(齋藤紀一君提出)
六　小學校敎員に給する臨時手當に關する再質問(高田耘平君提出)

第一　軌道條例中改正法律案(政府提出)　第一讀會
第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第三　仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案(政府提出)　第一讀會
第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第五　農工銀行補助法中改正法律案(政府提出)　第一讀會
第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第七　家畜市場法中改正法律案(齋藤珪次君外十三名提出)　第一讀會
第八　煙草專賣法中改正法律案(小林源藏君外十六名提出)　第一讀會の續(委員長報告)
第九　織物消費稅法中改正法律案(小林源藏君外十六名提出)　第一讀會の續(委員長報告)
第十　朝鮮神社に素盞男尊奉祀に關する建議案(高木益太郎君外一名提出)
第十一　山口縣德山港を特別輸出入港と爲すの建議案(渡邊祐策君提出)
第十二　圓山川改修に關する建議案(齋藤珪次君外一名提出)
第十三　沖繩縣に於ける「マラリヤ」豫防撲滅に關する建議案(我如古樂一郎君外四名提出)
第十四　外客の招致及待遇に關する建議案(小西和君提出)
第十五　名勝舊跡其の他著しき事歷ある樹石並特殊の植物保存及利用に關する建議案(小西和君提出)

第十六　帝國博物館完成に關する建議案（柏原文太郎君外一名提出）

第十七　北鮮、裏日本聯絡航路延長に關する建議案（上埜安太郎君外九名提出）（委員長報告）

第十八　國立營養研究所設立に關する建議案（河野徹志君外十四名提出）（委員長報告）

第十九　日露語學校設置に關する建議案（松本誠之君提出）（委員長報告）

第二十　新見、庄原間輕便鐵道建設に關する建議案（湯淺凡平君外二名提出）（委員長報告）

第二十一　鶴岡、大泉間國有輕便鐵道建設に關する建議案（熊谷直太君外五名提出）（委員長報告）

第二十二　財政整理に關する臨時調査機關設置の建議案（犬養毅君外三名提出）（委員長報告）

第二十三　（特別報告第六十四號）郵便局管轄區域變更の請願（委員長報告）

第二十四　（特別報告第六十五號）上河內字宿に郵便局新設の請願（委員長報告）

第二十五　（特別報告第六十六號）紀伊押手郵便局に電信電話架設の請願（委員長報告）

第二十六　（特別報告第六十七號）高千帆郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第二十七　（特別報告第六十八號）鏑西村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十八　（特別報告第六十九號）嵜山村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十九　（特別報告第七十號）豐田下村大字手洗字下飯塚に三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第三十　（特別報告第七十一號）三刀屋村郵便局に電信事務開始の請願（委員長報告）

第三十一　（特別報告第七十二號）渡良郵便局に電信事務開始の請願（委員長報告）

第三十二　（特別報告第七十三號）比樂島村に郵便局新設の請願（委員長報告）

第三十三　（特別報告第七十四號）大町村福母に無集配三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第三十四　（特別報告第七十五號）國分郵便局に電信架設並集配事務開始の請願（委員長報告）

第三十五　（特別報告第七十六號）大森區裁判所管內登記事務管轄區域變更並溫泉津町に登記所設置の請願（委員長報告）

第三十六　（特別報告第七十七號）元三國區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第三十七　（特別報告第七十八號）西條町に區裁判所設置の請願（委員長報告）

第三十八　（特別報告第七十九號）私立學校令第五條改正の請願（委員長報告）

第三十九　（特別報告第八十號）市町村立小學校教員俸給國庫負擔法支出額增率の請願（委員長報告）

第四十　（特別報告第八十五號）福山今市間輕便鐵道敷設の請願（委員長報告）

第四十一　（特別報告第八十六號）山陰本線隧渠改造の請願（委員長報告

第四十二　（特別報告第八十七號）日光、足尾間鐵道速成の請願（委員長報告）

第四十三　（特別報告第八十八號）熊坂信號所を停車場と變更の請願（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一去八日政府より提出せられたる議案左の如し

軌道條例中改正法律案

仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案

農工銀行補助法中改正法律案

一去八日議員より提出せられたる議案左の如し

會計法中改正法律案

提出者　澤　來太郎君　秦　豐助君

松浦五兵衞君

國立博物館建設に關する建議案

提出者　井原　百介君　加藤　定吉君

粕谷　義三君　鵜澤　總明君

横井藤四郎君　萩　亮君

山根　正次君

法隆寺防火設備に關する建議案

提出者　小泉策太郎君　中村啓次郎君

田中　善立君　今村　勤三君

一昨十日議員より提出せられたる議案左の如し

八丈島漁港修築に關する建議案

提出者　高木　正年君　鵜澤　宇八君

小泉又次郎君　鈴木富士彌君

一去八日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

陸海軍兵卒の給與に關する質問主意書

提出者　高田　耘平君

復權に關する質問主意書

提出者　高田　耘平君

朝鮮統治に關する質問主意書

提出者　山道　襄一君

一昨十日貴族院に於て本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

大正六年法律第六號中改正法律案（政府提出）

一昨十日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員小橋藻三衞君提出食糧政策に關する質問に對する答辯書

衆議院議員押川方義君提出外交問題に關する質問に對する答辯書

衆議院議員高島兵吉君提出吉野川改修工事に關する質問に對する答辯書

衆議院議員荒川五郎君提出市町村吏員優遇に關する質問に對する答辯書

衆議院議員田中萬逸君提出青年指導に關する再質問に對する答辯書

衆議院議員田中善立君提出國民思想の善導に關する再質問に對する答辯書

衆議院議員白河次郎君提出高等教育機關增設に關聯して教育振興に關する質問に對する答辯書

大正八年三月十日

內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員小橋藻三衞君提出食糧政策に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員小橋藻三衞君提出食糧政策に關する質問に對する答辯書

政府は食糧問題に對しては常に深甚の注意を拂ひ鋭意對策の實行に努めつつあり即ち應急策としては或は米の關稅を撤廢すると共に極力外米の輸入に努め或は重要食糧品及[illegible]料の輸出を制限し或は代用食物の利用を奬勵し最近に於ては更に麥及麥粉關稅の減免を期する等極力食糧の供給增加に努めつつあり恒久策としては耕地の擴張を圖るは勿論現耕地の改良食糧農作物の品種及栽培法の改良肥料の供給增加病害蟲驅除豫防の勵行農業倉庫の普及農村金融の改善優良技術員の養成及運輸の改善等適切と認むる施設の實行を圖りつつあると共に朝鮮臺灣に於ても極力食糧品の增殖を期するの方策を講しつつあるを以て今後益是等の施設を徹底し以て食糧の供給を潤澤ならしめんとす

右及答辯候也

大正八年三月十日

內務大臣床次竹二郎

農商務大臣山本　達雄

大藏大臣男爵高橋　是清

大正八年三月十日

內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員押川方義君提出外交問題に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員押川方義君提出外交問題に關する質問に對する答辯書

帝國政府は講和に關する聯合與國總會議に於て未た何等講和事項を提案したることなし之と同時に巴里に於て開催中なる最高軍事會議五大國協議會及各部委員會に於ては帝國委員は夫々機宜の措置を執りつつあるも前記聯合與國總會以外の諸會議に付ては其の內容及經過は會議書記局公表のものを除くの外之を發表せさるの約あり從て右諸會議に提出せられたる帝國委員の意見又は主張を公示するは妥當ならすと認む他の聯合與國中亦前記諸會議に提案したる事項を公表せるものあるを聞かす

右及答辯候也

大正八年三月十日

外務大臣子爵內田康哉

大正八年三日十日

內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員高島兵吉君提出吉野川改修工事に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員高島兵吉君提出吉野川改修工事に關する質問に對する答辯書

吉野川改修工事は適當なる工法に依り施行中にして築堤工事粗略に失することなしと認む又昨年夏季の出水に際し流材の爲め築堤竣功箇所に僅少の損傷を受けたる部分あるも決潰の虞ある如き危險の狀態を認めす尤も堤腹の保護に關しては目下最善の方法を攻究しつつあり尙流材に關しては今後一層其の取締を勵行すへき見込なりとす

右及答辯候也

大正八年三月十日　內務大臣床次竹二郎

大正八年三月十日　內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員荒川五郎君提出市町村吏員優遇に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員荒川五郎君提出市町村吏員優遇に關する質問に對する答辯書

市町村吏員に對しては最近九十六箇町村長に對し敍勳の恩典あり加之其の功勞の顯著なる者に對しては褒章條例の定むる所に依り之れか表彰を爲すの途あり政府は適當なりと認むる所のものに對しては今後尙之か優遇奬勵に勉むる所あるへしと雖も吏員優遇の途は單に政府の施設にのみ俟つへきにあらす一般社會も亦市町村吏員の任務の輕からさる所以を解し其の社會上の地位を尊重すること最も緊要なりと思料す

右及答辯候也

大正八年三月十日　內務大臣床次竹二郎

大正八年三月十日　內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員田中萬逸君提出青年指導に關する再質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員田中萬逸君提出青年指導に關する再質問に對する答辯書

一政府は曩に答辯したる趣旨に依り青年の指導に勉めつゝありて何等其方針を變更したることなし

一田中陸軍大臣は大臣として何等青年指導の方針に關し說示したることなし

右及答辯候也

大正八年三月十日　內務大臣床次竹二郎　文部大臣中橋德五郎

大正八年三月十日　內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員田中善立君提出國民思想の善導に關する再質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員田中善立君提出國民思想の善導に關する再質問に對する答辯書

曩に國民思想善導に關する答辯書中に各般の施設とあるは健全なる思想を普及徹底せしむる各種の施設及思想を不健全ならしむる原因となるへき社會狀態の改善を目的とする各般の社會的施設の謂なり

右及答辯候也

大正八年三月十日　內務大臣床次竹二郎　文部大臣中橋德五郎

大正八年三月十日　內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員白河次郎君提出高等教育機關設置に關聯し教育振興に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員白河次郎君提出高等教育機關增設に關聯し教育振興に關する質問に對する答辯書

一義務教育年限の延長は希望する所なるも諸般の事情に依り之か實施は尙未た其の時期にあらすと信す而して特殊の地方を撰ひて部分的に之を實施するか如きも亦愼重の考慮を要す

二公立中等學校敎員に對する年功加俸の制に關しては目下調査中に屬するを以て私立學校敎員一般に對し國費を以て年功加俸を支給し又は官立學校若は公立學校の教員に對する恩給又は退隱料の制を直に適用するか如きは今日之を豫定することを得す

三國政一切の事項に亘り之か處理するか如きは文部大臣の權限にあらす而して臨時教育會議の如き機關は之を常置するの意思なし

四社會教育の振興に關しては目下調査中に屬す

五海軍兵學校及陸軍士官學校に於て教育學を必修せしむることに關しては目下考究中なり

六國立感化院、商船學校及水產講習所は別に之を文部省に移管するの意志なし而して此の種の機關に關しては必要に應し適當なる擴張改善を圖りつゝあり

七綜合大學又は單科大學に其の組織の如何を問はす文學部若は文科的講座を必置するの要を認めす

八京都市立の學校を國立とし音樂學校を增設し又神宮皇學館を國立大學とするは愼重の考慮を要す

九佛教各派に於ける教育機關は之を自然の發達に俟つを可とす

十質問第十四項の如きは愼重の考慮を要す

右及答辯候也

大正八年三月十日

海軍大臣加藤友三郎
陸軍大臣田中義一
農商務大臣山本達雄
內務大臣床次竹二郎
文部大臣中橋德五郎
遞信大臣野田卯太郎

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に揭載す〕

一去八日延松鐵道速成に關する建議案委員行德健男君辭任に付其の補闕として山田珠一君を議長に於て選定せり

一昨十日私立學校用地免租に關する法律案委員林毅陸君辭任に付其の補闕として氣賀勘重君を、都市計畫法案外一件委員山田珠一君辭任に付其の補闕として森秀次君を、大正六年度豫備金支出の件外六件（承諾を求むる件）委員加藤政之助君、鈴木富士彌君辭任に付其の補闕として本田恒之君、山田珠一君を孰れも議長に於て選定せり

一今十一日私立學校用地免租に關する法律案委員森本是一郎君、小田切磐太郎君辭任に付其補闕として飯田精一君、隅田豊吉君を議長に於て選定せり

一去八日辭任したる常任委員左の如し

第六部選出豫算委員　井島義雄君

一今十一日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第六部豫算委員

毛里保太郎君（井島義雄君補闕）

一昨十日委員長及理事互選の結果左の如し

都市計畫法案外一件委員

委員長　小山溫君

理事　前田米藏君　横山勝太郎君　高木益太郎君　小川郷太郎君　河野徹志君

煙草專賣法中改正法律案外一件委員

委員長　武藤金吉君

理事　隅田豊吉君　森本是一郎君　松井文太郎君

一今十一日私立學校用地免租に關する法律案委員長補闕選擧の結果左の如し

私立學校用地免租に關する法律案委員

委員長　氣賀勘重君（委員長林毅陸君補闕）

外交問題に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月十日

提出者　押川方義

贊成者　金杉英五郎　外三十一人

外交問題に關する質問主意書

今回の講和會議に於て帝國政府か提出したる重要事項を國民に對し公表せさる眞意如何

右及質問候也

青年指導に關する再質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月二十五日

提出者　田中萬逸

贊成者　武富時敏

外三十人

青年指導に關する再質問主意書

一　本員の提出に係る青年指導に關する質問に對する答辯書に依れは政府は青年をして健全なる國民善良なる公民たるの素質を得せしむるを以て方針とし之か實施の方法は地方の情況に應して宜しきを制せむことを期しつゝありと云へるか果して然らは從來の統一的指導の方針を一變したるか

一　田中陸軍大臣は常に青年團の指導に對し統一的方針に遵るを熱心に力說せられつゝあるか前記床次內務大臣、中橋文部大臣の指導方針と扞格する所なきか

右及再質問候也

國民思想の善導に關する再質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月二十五日

提出者　田中善立

贊成者　武富時敏

外三十三人

國民思想の善導に關する再質問主意書

曩に提出したる國民思想の善導に關する質問に對する政府の答辯中各般の施設を整備しとあるは如何なる施設の謂なりや

右及再質問候也

高等教育機關增設に關聯し教育振興に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月十五日

提出者　白河次郎

贊成者　鈴木梅四郎

外三十二人

高等教育機關增設に關聯し教育振興に關する質問主意書

一　高等教育機關增設の必要は固より之を認むと雖義務教育の向上充實も其の機運方に迫れりと信す列强戰後の文政に於て此の趨勢極めて顯著なるのみならす中等教育も亦之を義務教育となすへしとの議論すら生しつゝあり我か國に在りては現時の義務教育年限か既に列强に比して短少なるのみならす我か國に特有なる國字國語の教授に時間を要することの多大なるは一層教育の能率を低下せしむるものあり國民全般知能の水準を高め國本を培養し國力を增進するか爲に義務教育年限の延長は速に之を實施せさるへからす政府は悠々として國費の餘裕若は地方財政の豐滿を待たむとするか最近に於て之を斷行するの意思なきか

二　若最近に之を斷行するの意思なしとせは必しも他日を待ちて劃一に全國一時に之を實行するの必要なしと信す財政に於て之か負擔に堪ふる地方又は義務教育を卒りて他の中等程度の學校に進まさる兒童の高等小學に入るものの步合最多き地方又は補習教育の稍完備せる地方を擇ひ先つ義務教育年限延長を强制するの制を定めては如何

三　中等學校以上の教員に對して年功加俸の制を設けらるゝは早晚實行さるへきものなりと信するも之を私立學校教員にも均霑せしめ國費を以て支給せむことに對して考慮せられつゝありや

四　官公立學校教員退職恩給の制は之を私立學校教員にも均霑せしめ同しく國費を以て支給するを要す當局の意向は如何

五　臨時教育會議より建議したる教育の本旨貫徹に關する決議の條項中第二項の法制改廢第五項の社會政策の如きは最賛同すへしとす是れ所謂社會組織の教育化とも稱すへき一部面にして此の類尙尠少なりとせす文部省は單に學校行政の首腦たるに止らす最廣き意義に於ける帝國文教の振興の爲に博大なる政策を定め教育的見地よりして國政の一切に涉りて非教育的なるもの又は教育の効果を薄弱ならしむるものを指摘し善導するの雄志なきか而て之か爲には內閣總理大臣に直屬する今の臨時教育會議の如きものを常設機關となすも亦可なりと信す如何

六　前條の調査及處理を包括し更に最廣き意義に於ける社會教育の振興を圖るか爲に文部省に社會教育局の新設を要せさるか

七　海陸軍に於ける壯丁の訓練は之を國民教育の補習又は完成と見られさるに非す將校は此の意味に於て重要なる普通教育者なり故に海軍兵學校及陸軍士官學校の學科に直接兵事に關するもの以外を增設し特に教育學必修の要ありと信す文政當局は速に軍政當局と之を協定するを要す而して是れ他日現役又は豫後備將校を各種學校の教官と爲すの準備としても須要なりとす文部大臣の意見如何

八　教育行政の統一を計るか爲に內務省の國立感化院遞信省の商船學校農商務省の水產講習所等を文部省所轄に移さむことを欲せさるか

九　前條の統一を斷行し而して更に國立感化院及商船學校を增設するの必要なきか水產教育に至りては帝國の地理的資源に顧み最擴張を要す政府は現在に於ける水產講習所一校及帝國大學農學部の水產學科のみを以て足れりとするか

十　物質文明偏重の弊害は這次の高等教育機關增設の計劃に就ても亦歷々たるものあり精神文明向上の爲に各綜合大學に必文學部を設けしめ單科大學に在りても必須なる文科的講座を置かしむるの要なきか

十一　美術學校及音樂學校か現在僅に一校のみに止るは藝術教育に於て餘りに貧弱なりと信す又同種のもの二校以上存立するは研鑽の競爭的向上を計る所以なり京都工藝學校を國立專門學校と爲し其の美術教育を向上振興せしめ又別に關西方面に音樂學校を創設しては如何

十二　大學文學部に於ける皇學國學の研究に關する施設の外更に神宮皇學館を國立大學と爲し別に現在程度の專門部を併設し我か皇學國學研究の最高淵叢となし以て所謂國體觀念を明徵にして之を中外に顯彰するの中心學府たらしむるは文化政策の最須急なるものと思惟せさるか

十三　佛教各派に於ける特殊の教育機關の外佛教各宗の連合を以て一の財團を組織せしめ宗派に超越せる通佛教の最高研究機關たる大學新設の必要ありと信す文部大臣は之か勸奬斡旋の勞を執るに意なきか

十四　高等文官及判檢事か現時の如く單に專門に偏せる學術技能に依りてのみ登擧せらるゝは時として行政又は司法の運用に於て其の威力を發揮するの途を誤り及社會の儀表となり國民心を卒ひ得る所以に非す故に之か任用試驗には國民道德學社會學教育學乃至心理學等の文科的學科を適宜參酌して增課せさるへからすと信す文部大臣は文教の當局として之を提議するの必要を認めさるか

右及質問候也

以上述ふる所により質問の趣旨明瞭なりと信するか故に特に議場に於ける辯明を省略すへく且高等機關增設に關する豫算案及法律案の審議と關聯するものあるに依り文部大臣は成るへく速に書面を以て文政當局としての意見を忌憚なく詳細明晰に答辯せられむことを望む

○議長(大岡育造君)　是より會議を開きます御諮り申す事があります、議員奧村三樹之助君より辭職の願出があります「今般病氣に罹り醫師の勸告に基き靜養の必要有之到底職務に難堪候間茲に辭任仕候也」右許可するに御異議はありませぬか。

「異議なし異議なし」と呼ふ者あり

○議長(大岡育造君)　御異議なければ許可致します尙ほ左の議員より請暇の申出があります、病氣に付昨十日より向ふ二週間恒松隆慶君、病氣に付今十一日より向ふ十日間亘理胤正君、右許可するに御異議ありませぬか。

「異議なし異議なし」と呼ふ者あり

○議長(大岡育造君)　御異議なければ許可致します更に第三部選出決算委員川村惇君、第八部選出決算委員亘理胤正君、右常任委員辭任の申出があります許可するに御異議はありませぬか。

「異議なし異議なし」と呼ふ者あり

○議長(大岡育造君)　異議なければ許可致します、其部の諸君は速に補闕選擧を行ひ、御屆出あらんことを希望します。

○齋藤珪次君　是より木津川治水に關する建議案の委員會を開きますから、許可を願ひます。

○議長(大岡育造君)　許可致します。

［齋藤珪次君「どうか委員諸君は委員室に御出でを願ひます」と呼ふ］

○法學博士鵜澤總明君　大正六年度豫備金支出の件外六件の委員會を開きますから、許可を願ひます。

○議長(大岡育造君)　許可致します。

〔法學博士鵜澤總明君「委員諸君は委員室に御集りを願ひます」と呼ぶ〕

○中倉萬次郎君　是から耕地整理法中改正法律案の委員會を開きますから、許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

〔中倉萬次郎君「委員諸君は委員室に御集りを願ひます」と呼ぶ〕

○議長（大岡育造君）　是より質問に移ります、社會主義取締に關する質問――鈴木富士彌君。

○赤間嘉之吉君　決算委員第五分科會を開きたいと思ひますから、御許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　赤間君――許可致します。

〔赤間嘉之吉君「どうぞ委員室に御集りを願ひます」と呼ぶ〕

社會主義取締に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月十九日

提出者　鈴木富士彌

贊成者　樋口秀雄

外三十三人

社會主義取締に關する質問主意書

近年社會主義に對する當局の取締方針苛酷に過ぎ却て溫和なる社會主義者を驅て過激に赴かしむるの危險あり一概に社會主義と謂ふも其の分派數十其の總てか國家存立の基礎を危くするものに非す加ふるに歐米諸國近代の政治的施設は悉く其基礎を社會主義の觀念に置く然るに帝國官憲獨り此の世界的潮流に反抗し

一　社會主義に關しては一般に言論出版の自由を奪ひ

二　特に社會主義者に對しては之を遇する恰も罪囚の如く

其の迫害の辛辣冷酷なる世界多く其の比を見す是れ實に帝國の一大汚辱なるのみならす却て國家の存立を危險に導くの虞ありされは當局は速に其の方針を改め世の所謂社會主義及社會主義者なるものに對しては先つ所說の黑白を甄別し其の穩當なるものに付ては斷乎取締を解放し自由討究並自由宣傳の餘地を與ふるを以て刻下の急務なりと思料す内務大臣の所見如何

右及質問候也

一　社會主義取締に關する質問（鈴木富士彌君提出）

〔鈴木富士彌君登壇〕

〔拍手起る〕

○鈴木富士彌君　社會主義の取締に關しまして、政府に質問を致したいと思ひます、質問の要領は質問趣意書に掲げてあります、今其趣意を一層明確にする爲めに、事實を三段に分ちまして、卑見の存する所を申述べて見たいと思ひます、第一段、政府は社會主義を危險思想なりと思料するや、第二從來の社會主義取締方針苛酷に失すると認めざるや、第三政府は社會主義取締方針を改むるの意思なきや、以上三點に分ちまして申述べて見たいと思ひます、本論に入ります、前に、一應私の立場を申上げて置きたいと思ひまするが、私は社會主義者ではありませぬ曾て社會主義に關する論文を書いたこともなければ演説を致したこともありませぬ、今回此質問演説が社會主義に關する言論の皮切りであります、將來の事は神ならぬ身の知る由もありませぬが、少くとも現在に於て、又過去に於て、私は決して社會主義者でありませぬ、又私の友人中には、一人も此社會主義者と云ふものがありませぬ此質問趣意書を議會に提出致しましてから後に、社會主義者の訪問を三回許り受けたことがありますが、何れも初對面の人であります、即ち私は社會主義者に非ず、又社會主義者の友人でもないのであります、が、今回此質問演説を爲す所以のものは何であるか、政府二十年來の傳統的の社會主義取締方針が、餘りに不條理であり餘りに非常識である爲めに、外に對しては帝國の面目を傷け、內に於ては帝國を却て危殆に導くの虞あるが故に、見るに見兼ねて此質問を致す次第であります……

〔議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く〕

○鈴木富士彌君　豫め誤解のないやうに、政府に於ても御認下さらんことを願ひます、第一段の質問は政府は社會主義を危險思想なりと思料するや、從來政府の執り來れる社會主義取締方針が、頗る苛酷であつたと云ふことは、世既に定評があります、獨り日本人自らが一般に斯く感じて居るのみならず、外國人も亦其事實を認めて、陰に陽に日本の政府を非難致して居るのであります、數年前に或る外國の雜誌に「日本の文化の程度の低いことは社會主義者に對する取締の頗る苛酷である一事に徵しても略々想像することが出來る」と云ふ皮肉な批評を掲げて居つたことを記憶致して居ります、其苛酷であると云ふ實例は、私が手許に澤山持つて居ります、是は後段に申述べますが、確に事實であります、元來日本の官憲は、どうして斯く社會主義者に對して苛酷であるかと申しまするのに、是は多分社會主義は危險思想であると考へ居るからであらうと思ひます、勿論內務省の高等官の連中は、何れも最新の教育を受けた方でありまして社會主義に對して、相當なる了解を有つて居る人々でありますけれども、奈何せん直接取締に從事する警視廳、並に各警察署の官憲は深き了解が無い、何れも社會主義を危險なる思想なるが如くに認めて居る形跡であるのであります、社會主義と一概に申しましても幾多の分派がありまして溫和なるものもあれば、隨分過激なるものもあります、之を一率一體に取扱ふと云ふ事は、頗る亂暴であると思ふ、一視同仁と云ふ事がありますが、官憲の遣方は、丁度一視同惡とも謂ふべきものである其間何等の區別を致さないのである、是は畢竟社會主義の何物たるかを知らぬから、左樣な事になるのであらうと思ひます、まさか知つて居れば、斯樣な不條理な取締をする理由が無い、世の中に知らずして事を爲す位危險なことはあるまいと思ひます、丁度盲人が杖無しに道を歩くやうなもので、傍の迷惑は假りに宜いとしても、終には自身を亡すやうな事になりはしないかと思ふのであります、社會主義が果して危險なりや否やに就て、今私の存じ寄りの事を申上げて、其筋の了解を得て置きたいと思ふのであります、第一に當局の御留意を願ひたいと思ふのは、社會主義は經濟上の主義であつて、政治上の主義でないと云ふ事であります、唯々其主義を實行するが爲めには、政治上の力も藉らなければならぬけれども是は其手段であつて、目的ではないのであります、政治上の變革を目的の中に強く包含せしむる主義、例へば無政府主義の如きは、正確なる意味に於ける社會主義と云ふことは出來ぬのであります、近頃廣い意味に於きまして「無政府主義」「サンヂカリズム」の如きものも、一概に社會主義と申して居りますけれども是は恰も「ビスマーク」を社會主義者と申すやうなもので、唯々廣い意味に於ける一つの形容詞に過ぎない正確なる意味に於て政治上の變革を目的とする主義は、社會主義ではないのであります、社會主義者は、時に「革命」なる文字を用ゐることがありますけれども、是は社會組織の革命を意味するのみでありまして、政治上の革命を意味するのではありませぬか、社會主義者は決して國體の變革を希望するものではないのであります、唯今の社會組織が惡い爲に、資本家のみが利益を壟斷致しまして、勞働者と云ふものは洵に憫むべき狀態に在りますから、之を矯正しやうと云ふのが社會主義であります、此主義其のものに於て、何等不穩なる分子は認められぬのであります、決して國家存立の基礎を呪ふと云ふが如きことがあるべき道理は無い唯々官憲が其本質を知らずして無暗に壓迫するの結果、餘憤の迸る所、時に暴力に訴へることがないとも限らない、是は恰も大河の流れを阻むと、水が汎濫して堤防を缺潰し、沃野千里を水中に埋沒するのと同じ事であります、是は畢竟官憲が其處置を誤るの結果でありまして、社會主義なるものは、本來斯の如き革命的思想を有つて居るものではない「サンヂカリズム」無政府主義は此限りに在らずでありますけれども、一般に社會主義と稱せらるゝものは、經濟上の主張たるに過ぎぬのであります、此點を先づ第一に御諒解を得て置かなければならぬと思ふのであります、第二に於きまして、社會主義は社會に對する不平の聲ではなくして、其不平を救濟する爲めに起つた所の、社會改善の叫聲であると云ふことでございます、社會に不平があるから、社會主義なるものゝ起る必要が生じて來たのである、社會に不平が無ければ社會主義の起る必要は無い、其不平を根絕する爲めに歐羅巴の思想家が腦漿を搾つて考出したものが、即ち茲に社會主義となつて現れたのであります然らば現代の社會には如何なる不平があるかと申しますのに、（一）產業上の利益は資本家が獨り之を壟斷して、勞働者は其分配に與かることが出ない、是が一つ、（二）資本家が益々富んで少數となり、勞働者は益々貧乏になつて其の數を增すと云ふ事、是が其一つ、此二つの不平の聲と云ふものは現代の社會の二大病弊であります、此不平、此病弊の由つて起る根源は何であるかと申しまするに、是は現在の經濟組織、即ち私有財產制度と產業の自由競爭制度であります、私有財產制度、產業の自由競爭制度と申しますものは、第十八世紀の工業革新の

起る以前までは格別な弊害がなく、當時の社會組織としては、最も其當を得たものであるとして何人も異論の無かつたものであります、然るに其後に至り弊害が段々生じて來たのであります、第十八世紀の後半期千七百六十九年に、英國に於て「ワット」の蒸汽機關が發明せられて以來、續いて各種の紡績機械各種の工業機械が發明されて、茲に自家製造に屬したる工業と云ふものが、一轉して工場製造の時代となつたのであります、而して勞働者と云ふ新しい階級が生じたのであります、昔年工業を以て生計を營んで居つた職人、並に副業として工業を營んで居つた農民と云ふものは、此大仕掛なる工業經營者に壓倒せられ、彼等は職を失つて、遂に其工場の勞働者となるやうになつたのであります、斯樣な憫れな境遇に陷つたのであります、是に於て始めて資本家と勞働者との階級が分れて來ました、勞働者は如何なる地位に居るかと見ますれば、洵に憫れなる狀態に在るのであります、勞働の時間及方法の如きは資本家の勝手に定めた規定に服從しなければならぬ、終日工場に在つて黑い煙に塗れて、機械と共に棲息して家族團欒の樂をも享くる事が出ぬと云ふやうな有樣になり、又衞生設備の不完全なる爲め、著しく健康を損じ、又機械の設備が危險なる爲めに、或は不具者、或は廢疾になると云ふ者も多いのであります又一朝恐慌が起つて不景氣になれば、忽ち其職を失はなければならぬ、然も其得る所の賃銀は、僅に自分自身と家族を、辛じて扶持すると云ふ有樣に過ぎぬのであります、然るに資本家の地位は著しく懸隔がありまして、工場から生じた所の利益の大部分は之を手中に收めて、資產は日に增大して、坐ながら勞せずして富み、酒池肉林、飽食暖衣、思ふ事成らざるはなく、爲す事成就せざるはなしと云ふ有樣である、其地位は斯の如き雲泥の相違があるのであります、是に於て資本家と勞働者との衝突の起りますのは自然の勢であります、勞働者は團結して同盟罷業をなし、勞銀の增加、勞働時間の短縮抔を資本家に迫りました、是に於て勞働問題が生じたのであります、斯くて英吉利は第十八世紀の末葉より、佛蘭西は第十九世紀の初葉より、獨逸は第十九世紀の中葉より、而して日本は第十九世紀の末葉より、此勞働者問題が起つて、私有財產制度、生產の自由競爭制度の缺陷を遺憾なく暴露することになつたのであります、勞働問題は、畢竟社會組織に對する不平の聲であります此不平の聲を鎭壓すべく良案として考出されたのが、此社會主義であります、即ち社會主義理想とする所は、現在の經濟組織では、到底勞働者の窮狀を救濟することが出來ぬ、故に之を根柢から破壞して、茲に新社會を建設して、生產機關なるものは總て之を國有と致して、依て資本家なる社會階級を絕滅せしめ、而して生產業を悉く之を官業として、天下の人民悉くを官吏、又は官業の使用人たらしむるべしと云ふに在るのでございます、社會主義の流派は色々違ひますけれども、是が今日社會主義に共通なる觀念であります、故に社會主義は不平の聲に非ずして、救濟の聲であります、隨て其思想は元來危險の伴ふと云ふことが無いものでありますそれから第三に當局に御留意を乞ひたいと思ふ事は日本社會主義者の大部分は、「マルクス」派の純正社會主義、並「フエヂナンド、ラッサル」派國家社會主義者であると云ふことであります、無政府主義又は「サンヂカリズム」を奉じて居る者は、極めて少數であります、私は此質問趣意書を提出致しました後に、封書を以て東京在住の著名なる社會主義者二十名を撰んで、其抱懷する所の社會主義の要旨如何と云ふ質問を致しました所が、返答をして來た者が十五名、其內「マルクス」派の社會主義を奉ずる者は七人、國家社會主義を奉ずる者が五人、共產主義者が一人、基督敎社會主義者が一人、無政府主義者が一人、斯樣なる內譯になつたのであります、詰まり此「マルクス」派の社會主義者が一番多數でありました、然らば「マルクス」派社會主義は、如何なる事を主張する所の「ソシアリズム」であるかと申しますと「マルクス」は御承知の如く近世社會主義の鼻祖と稱せらるゝ程の人であります、其著書「共產黨宣言」「經濟學評論」「資本論」「餘剩價値學說論」此四種の著書に依つて、略ぼ其の思想を窺ふことが出來るのであります、其中で、「資本論」即ち「ダス、カピタル」と稱する大著述、是は頗る難解のものでありました、社會主義者の「バイブル」聖書と稱せらるゝもので、是は衆議院の圖書館にも三冊揃つて居ります、「マルクス」派の社會主義の要旨は、土地及資本の公有であります、一切の生產機關は之を公營と爲し、各生產したる物は勞働の功程に應じて、之を勞働者に分配し、消費に付て財產の私有を許し、家事經濟は今日と同じく、私經濟主義を維持すると云ふ學說であります、故に此社會主義は半共產主義とも申しますし、又一名集產主義とも申すのであります、而して「マルクス」派の社會主義の根柢は何かと申しますると、其一は彼の歷史論でありまして、歷史を科學的に研究して得たる結論、即ち唯物史觀が一つ、次に其二は彼の經濟論でありまして、特に餘剩價値論が其神髓となつて居ります此唯物史觀、並に餘剩價値論の二つ大黑柱となつて茲に彼の社會主義は組立てられて居るのであります詳細なる事は時間がありませぬから申上げませぬが斯の如くにして彼は斯樣な結論を與へて居ります、

「總ての歷史は階級戰爭の歷史であつて現在の歷史は有產階級即ち「ブルジョアーシー」と無產階級即ち「プロレタリアート」との戰爭に外ならぬ、即ち階級の成立は一定なる經濟的生產及分配の關係から起つて來る、權力支配の關係も是から發芽するものである、而して現在の時代に於ては有產階級が經濟組織を代表して居るが、來るべき時代に於ては無產階級が其代表者となるに相違ない即ち當今に於ける無產階級社會運動は、其兵備を整へて有產者階級の城塞を奪はんが爲めのものであつて、私生產組織に代ふるに共產主義を以てせんとするに外ならぬ」斯う云ふことを申して居るのであります、それで「マルクス」派の說く所は、一の制度を主張すると言はんよりも、歷史上の成行を論證すると言うた方が適當であるかも知れぬ現在の社會は進化の法則に驅られて、否でも應でも集產的新社會の現出を餘儀なくすると說いて居るのである、故に人は之を溫和なる社會主義と唱へて居る、又科學的社會主義と純正社會主義「オルソドックス」とも呼んで居る、尤も「マルクス」の敎義には矛盾もあれば誤謬もあると云ふことは、經濟學者が皆な申して居ります、「マルクス」の流を汲む所の「ベルンスタイン」「カウツキー」の如きに致しましても、尙ほ其全部を採用して居る譯ではありませぬが、此「マルクス」の思想と云ふものは、今日獨逸の社會民主黨の綱領の基礎を成して居るのであります、我日本に於ても、此流を汲む者が非常に多いのであります、安部磯雄君の如き、堺利彥君の如き、其他大部分の人は此「マルクス」の社會主義を奉じて居ります、河上博士の如きは、新聞に雜誌に「マルクス」の敎義を祖述することが頗る熱心であります、特に博士が獨力で出して居ります所の「社會問題研究」と云ふ雜誌の如きは殆ど「マルクス」主義の專門雜誌と云ふも過言でないのであります、福田博士の如きは「マルクス」の學說には誤謬があると云ふことを申して居られながら「マルクス」の資本論を紹介するのに全力を注いで居ります、且つ博士が昨年出版しました所の一冊の「經濟講話」と云ふ書物の如きは、卷頭に「マルクス」の肖像を入れて、彼れの百年を記念する爲めに出したと云ふことを書いてあります、內心に於きましては、大に「マルクス」に傾倒する所があるものの如くに見えるのであります、そこで今度は我が日本の經濟組織を考へて見まするのに、日本の財政經濟政策の上に、段々「マルクス」主義に近いものが實現せられつつあると云ふことは、頗る注目すべき事であります、例へば鐵道の如きは國有であります、煙草の官營があり、鹽の專賣があり、又製鐵所に於ては、政府自ら鐵を製造して居ります、日本全國の土地の半分以上と云ふものは、公有即ち國有及町村有然らざれば皇室の所有になつて居ります、其等の事情を見まするると云ふと、日本は決して社會主義的共產組織ではいけないけれども、社會主義の主張する一切の生產機關の公有、即ち土地及資本の公有と云ふ方面に、稍々近付いて居るやうな現象を呈して居るのであります、而已ならず歷史を調べて見ますると、大化の新政と云ふものは、即ち此社會主義者の理想を一部實行したものであると云ふことも言へるのであります、孝德天皇の大化二年に、唐の制に倣つて班田收授の法と云ふものを行ひました、即ち良家の子生れて六歲となるや、水田二段(女子には其の三分の二)を給し、每六年に之を移し、嚴に令して土地の兼併と賣買とを禁じました、是等は即ち社會主義者の申す所を一部分實現して居るのであります德川幕府の末年に至りまして、儒者の佐藤信淵と云ふ人が現れまして、垂統の法と云ふことを主張して居ります「垂統」の法と云ふのは何であるかと申しまするのに、是は即ち今日の社會主義の理想其儘のものである「マルクス」の社會主義と殆ど符節を合するが如きものであります、是は佐藤信淵の著書を讀めば、自らはつきりするのでありますが、河上博士は之を研究致しまして「垂統祕錄」と云ふものから、彼れ主義なるものを摘出致して、三箇條の基本

原則を擧げて居ります、即ち第一には、一切の賣買貸借、雇傭は私人之を營むを嚴禁し、凡て之を國家の公營と爲すこと、第二には、凡ての國民は國家の官吏たるか、然らずんば國家の勞働者たるべく、要するに國民を擧げて國家の直接使用人たらしむること、第三には、一切の租税を全廢し、國家政務の費用は、凡て事業公營の利潤の一部を以て之に充つること、即ち立派に現在の「マルクス」派社會主義の綱領に合致するのであります、故に「マルクス」派の社會主義が、決して危險なりと云ふことのあるべき道理が無い、日本の從來の經濟的設備は、寧ろ社會主義に近いものがあると云ふ事實に顧みたならば決して其性質か恐るべきものでないと云ふことが、自ら明瞭するのであります、それから第二に日本の社會主義者の比較的多數奉じて居りまするのは、國家社會主義であります、國家社會主義と申しまするものには二種類あります、「フェルヂナンド、ラッサル」と云ふ人の唱へた國家社會主義、是は獨逸の皇室を中心として、其下に集産的の新社會を建設しやうと云ふのであります、「マルクス」派の社會主義は萬國的でありますが、併し別に獨逸の皇室を否認する抔と云ふやうな不穩當な說を吐いたことは一度も無い、民主的の分子が勝つて居りますけれども決して政治的革命を說いたものではない、「ラッサル」の社會主義に至つては、矢張此點は同じでありますが、更に一歩を進めて皇室の力を藉りて、其下に社會主義を實行すると云ふことを高調したのであります、之が爲めに「フェルヂナンド、ラッサル」は「普魯西皇室御用社會主義」であると云ふやうな批評を蒙つて居るのであります、日本の社會主義者の中、白柳秀湖君の如き、高畠、遠藤、尾崎、原其外二三氏は、國家社會主義なるものを奉じて居ります、特に皇室中心社會主義と云ふ名前を現はして之を主張して居ると云ふ譯であります、此主義は「マルクス」派の社會主義に較べれば、更に危險の分子は少ないのであります、寧ろ是は奬勵すべきものではないかと私は思ふのであります、それから其後に至りまして獨逸に「ビスマーク」が一種の社會政策を行ひました、千八百八十三年に强制勞働と云ふ制度を採用致しました、此經濟政策を世の人が、俗に「ビスマーク」の國家社會主義と申したのであります、詰まり現在の社會組織を今日の儘に繼續をして國家の力で社會政策を行ふて、別に所有權を否認する譯でもなく、又自由競爭制度が惡るいと云ふ譯でもない、唯々其個人の絕對に爲し能はざる事業、又は個人よりは政府でやる方が利益ありと信ずる事業を、國家をして經營に當らしむると云ふのでありまして、是は嚴格なる意味に於て社會主義ではありませぬ、寧ろ社會改良主義と稱するのが適當であります、「ワグナル」「シュモラー」「ブレンタノ」「シェーネベルヒ」抔と云ふ學者が專ら之を奉じて居るのであります、日本に於きまして國民黨の鈴木梅四郎君が、皇室社會新政と云ふ新しい熟語を編出して居ります、此皇室社會新政と云ふものが、詰まり「ビスマーク」流の國家社會主義を意味するものであらうと信じます、詰まり「ワグネル」「シュモラー」の國家社會主義の別名に過ぎぬのではないかと私は信じて居ります、嘗て帝國黨と云ふ政黨が日本に在つたことがあります、舊國民協會の人々が、佐々友房等を中心として組織したる政黨であります此帝國黨の綱領の一に、確か國家社會主義があつたと云ふことを私は記憶致して居ります、でありまするから、此國家社會主義に至つては、尙更危險分子と云ふものは少しも無いのであります、福田博士の如きは、國家社會主義は、社會主義と國家主義との私生兒である抔と云ふやうな批評を加へて居ります是は純粹なる學者の立場から言へば、種々又非難すべき所があらうと思ひますけれども、兎も角も國家社會主義を奉ずる人が我國にも澤山あることは事實であります、少しも危險思想でないと云ふことは、勿論絮說する必要のないことであらうと思ひます、それから私の照會に對する解答中に共產主義と目すべき者が一人ございます、共產主義と申しますのは共同生產、共同消費を主張するものであります、即ち生產財產及享樂的財產は、全部を擧げて之を公有にすると云ふ主義であります、是は「マルクス」派の社會主義に較べると、生產機關を公有にすると云ふことは兩者相通じて居るのでありますけれども、消費を公有にすると云ふ點は違つて居るのであります、此共產主義の理想と云ふものは、由つて來る所が遠いのであります、希臘の「プラトー」は其著書「共和國」「レパブリック」に於て、共產的新社會を描出して居ります、其後「トーマス、モーア」の「ユートピヤ」に於ても亦之を描いて居りますが、最近の共產主義の代表者とも目すべき者は、佛蘭西の「バボーフ」と云ふ人でありまして、一切の土地を平分して、極端なる財產共有制度を主張したのであります、其後に至りまして各種の共產主義が現はれました、「サンシモン」の如き、「フーリエー」の如き、「トーマス、オーウエン」の如き、其說く所は多少違ひますけれども、大體に於て共同生產、共同消費の主義を離れなかつたのであります、是等の共產主義は何れも皆な感情的であつて、學理上の根據は何も無い、詰まり架空談であつて實際に適せない、それ故に何れも勢力を得るに至らずして、遂に世の中に忘れられてしまつたのであります、然るに佛蘭西に「ルイブラン」と云ふ人が現れまして、一種の共產主義を主張致しました、生產組合設立を唱道しました、此說は政府の採る所となつて、佛國革命政府は千八百四十八年に、彼れの說に從つて國立工場を造つたが、是は遂に良結果を奏するに至らずして、失敗に終つたのであります、斯の如き譯でありまして、共產主義と云ふものは、畢竟空想であつて、實際に適しないと云ふのが事實であります、今日日本に一人斯う云ふ主義を唱へて居る者がありますが、是は餘り有力でありませぬ、併ながら是とても別に危險と云ふ程のものでないと云ふことは、其性質に見て自ら明白であります、それから日本には極めて少數の無政府主義者があります、無政府主義は實に危險であります、是は私共も其危險なることを認むるのであります、是は千八百四十年頃に、佛蘭西の「プルードン」と云ふ人が初めて唱へて、一切の政府を否認すると云ふ極端なる自由を主張するのであります、露西亞の虛無主義も、畢竟此無政府主義の一別名と稱して差支ないのであります、それで無政府主義と社會主義と何所が異なるかと云ふと、社會主義は、國家萬能主義であるに對して、無政府主義は國家を否認するのである、此點に於て兩者が雪と炭の相違があるのであります、又社會主義は富の分配を公平に行ふと云ふのでありますが、無政府主義は權力の分配に重きを置きます、前者は經濟上の革命主義なるに反して、後者は政治上の革命主義をも含んで居ります、又社會主義は或る部分專制主義と申しても宜しいのでありますが、無政府主義は極端なる自由主義であります、それ故に無政府主義の危險なることは、天下何人も認めない者は無い、彼等無政府主義者自身を除いては、何人も危險視して居るのである、國家の存立と相容れざるものでありますから、若し日本に此無政府主義者があつたなら之を嚴重に取締るのは、當然の事で、何人も異論は無いのであります、私共も決して是等の人をも寛大に取締れと云ふのではない、尤も無政府主義者は極めて少數であります、是等は今少しく嚴重に取締つても宜しい位の考を持つて居ります、此無政府主義と社會主義を混同するから色々不徹底な事をするやうになる、此點は當局に於ても篤と御了解のことと信じますけれども、直接取締に從事する官憲は動もすると混同するのであります、能く御留意を願はなければならぬと思ひます、日本にあります社會主義は、此外に尙ほ基督教社會主義とも申すべきものがあります、是は基督の教義を以て社會主義を行ふと云ふのでありまして、是も或る方面から言へば一の社會改良主義であります之を「ソシアリズム」と稱するのは聊か不適當な名前ではないかと思ふ其詳細は時間がありませぬから略して置くことに致します、尙ほ此外に佛蘭西の「サンヂカリズム」の流を汲む者がありますけれども、是は其主義を奉ずると云ふよりも、寧ろ研究致して居るに過ぎない、此「サンヂカリズム」は、一の革命的勞働組合主義であります、其手段が極めて過激で、直接行動に依つて主義を實現しやうと云ふので、議會政策、政黨政策、議會や政黨の力を藉りて「サンヂカリズム」を主張するのでなく、其樣な手緩いことは一切止めて、直接行動、同盟罷工か或は其他の過激な運動に依つて、其主義を實現せんとするものでありますから、是亦危險なる主義であると申すことが出來ます併ながら是は社會主義と云ふよりは、寧ろ無政府主義に近い一種の過激思想であると申した方が宜からうと思ふのであります、其他に「ポリシエビズム」露西亞過激派の主義がありますけれども是も別に日本にある譯ではありませぬから申す必要はありませぬ、其他に共同連帶社會主義法的社會主義抔と云ふのがありますけれども、日本には目下之を奉ずる者がありませぬ、斯樣な次第でありまして、社會主義は本來の性質に於て經濟上の主義であつて、政治上の主義ではありませぬ、又勞働問題が發生する以上は、社會主義と云ふものは當然起るべきものである資本主義に對して社會主義と云ふものが、反對に毒

ともなり、殊ともなるのであります、而して日本の社會主義なるものは、皆な穩和なる所の「マルクス」社會主義者か、然らざれば國家社會主義者である無政府主義「サンヂカリズム」の如きは極めて少數であります、然るに政府は此社會主義者を一列一體に嚴重なる取締を加ふると云ふことは、實に當を得たものでないと信ずるのであります、第二段の質問政府の取締が是等の穩和なる社會主義者に對しても如何に苛酷にやつて居るかと云ふ實例は私此處に澤山持つて居るのであります、今二三の例を申しますれば、言論出版の取締の如き、非常に今尙嚴重であります、尤も原内閣になりまして、此點は稍々緩和せられた感がありますけれども、併ながら二十八年來傳統的の政策と云ふものか矢張其形を存して居りまして、直接此取締に從事する官憲は、中々まだ六ケ敷きことを申して居ります、現に最近に於きまして堺利彥君の「唯物史觀解說」と稱する、翻譯書を本年一月に發賣禁止をしました、其内容は既に久しく「新社會」と云ふ雜誌に續物として掲載されて居つたのであります、それを纏めて單行本とすると直ちに發賣禁止になつてしまつた、それから言論の如きは最近二十年間に於きまして、社會主義演說會、若くは社會主義講演會と名の付いた集會で、無事に最後まで演了したものは殆ど一つも無いと云つて差支なからうと思ひます、開けば直ちに解散を命ずるそれ故に自然社會主義者も根が盡きて演說會を開かうとしない、開いても無益であるから開かないと云ふ有樣であります又最近大正六年に堺君が社會黨の候補者として衆議院議員選擧場裡に現れた際に、東京市中で五回演說會を開きましたけれども、十分乃至二十分にして悉く禁止されてしまつた、而して其後には會場の持主に政府から交涉致しまして、貸さぬことになつてしまつたと云ふことであります、又社會黨宣言政見發表の印刷物の如き、或は演說會の「チラシ」の如きものは、殆ど印刷所にまで踏込んで行つて之を押收し、或は組版までも破壞せしめたと云ふやうな狀態でありまして、誠に取締が峻嚴を極めたのであります、出版物の中で發賣禁止になつて居るものは、其數が少なくないのであります、今一々此處で其名を列擧することは致しませぬ、又結社の如きは殆ど絕對に禁止されて居ります、又交通に對する妨害も中々峻嚴なものであります、即ち一人で道を歩くことが出來ない、外に出れば必ず尾行巡査が尾く、是は第二次桂内閣時代が一番酷かつたさうでありますが、最近に於ても矢張尾行巡査が廢されてありませぬ、殊に最近堺利彥君の如きは尾行巡査が三人も尾いて居る、尤も其中の一人は憲兵である、陸軍の側から尾行を一人附けて居ると云ふことである、而して住居の如きものも下宿を致して居りますと、刑事巡査がやつて來て、下宿の主人に交涉して逐出すやうな事をする、それ故に下宿を輾轉して、殆ど居るに處が無いと云ふやうな憫な有樣であります、又家主を說いて其家を逐出させると云ふやうなこともありました、又職業に就きましても、其雇主に對し色々の干涉をして逐出させる、其實例は極めて多い、商賣をして居りますと店の前に刑事巡査が監視して居る、或は得意先に行つて、何故ああ云ふ所で品物を買ふかと云ふやうな事を言つて干涉致します爲に店も閉ぢてしまはなければならぬと云ふやうな事になつた實例も少なくありませぬ、總じて就職口に對する壓迫と云ふものも中々酷かつたのであります、詰まり糊口の途を塞いでしまふと云ふ事をやる、世に是れ位殘酷の事はなからうと思ふ又交際を壓迫すると云ふ實例もあります、何故ああ云ふ者と交るか、ああ云ふ者と手紙の遣取りをしてはいけないと云ふやうな事を言つて、友人或は親戚抔とも殆ど文通を杜絕されてしまう、又何かと云へば直ちに檢束して身體の自由を奪ふと云ふ實例は更に多いのであります、而して僅かの罪を犯しますると嚴罰を以て之に臨む、其實例も多數あります、併なから是等の事はまだ社會主義者自身の受くる所の迫害であるから、假りに宜いとして我慢をしても、我慢の出來ないのは、社會主義者の妻子眷族及友人に對して爲す所の壓迫であります、妻に對して迫害をしたと云ふ事實も澤山あります、それが爲めに或社會主義者は、協議の上妻を離婚し、其妻は教師たることが出來ずして產婆になつた、さう云ふ實例もあります、又結婚せんと致しました所が、警視廳から色々惡い事を報告されたので、破談になつたと云ふ實例もあります、其中私が非常に神經を刺戟すると思ひましたのは、山口孤劍と云ふ人の妹の某が、小倉の第十四聯隊の陸軍中尉の村上某の細君になつた所が、聯隊長が其中尉を呼出しまして、彼の妻を離別しなければ職を罷めるぞと言つて壓迫を致しましたので、遂に彼は離別するに忍びずして休職となつたと云ふことであります、是等は實に殘酷極る遣方であると思ふのであります、又社會主義者を友人に持つて居る關係で職を失つた實例は、博文館に一人あります、又中央新聞の校正係にも一人ありますが名前は留保して置きます、斯樣な次第でありまして隨分政府の――政府と云ふよりは官憲の社會主義に對する壓迫は、實に峻烈を極めて居ります、前述の如く本人に對する事は假りに宜いと致しましても、親戚故舊に對して斯の如き壓迫を加ふるに至りましては、實に何とも申しやうもない殘忍なる迫害であると思ふのであります、此結果はどう云ふ事になるか、斯の如く殘酷嚴峻なる取締を加へる結果はどうなるかと云ふと、極めて明白であります、即ち羊を驅つて狼たらしむるものであります、人は感情の動物であります、迫害さるれば復讐を思ひ、壓迫さるれば反抗を思ひます、是は人情であります、特に日本人は向ふ意氣の強い感情の緊張した國民でありまして、是は佛蘭西人に稍々似た所がありますが、窮に觸ると隨分酷い事をやり兼ねぬのであります、然るに穩和なる社會主義を唱へ、或は皇室中心の社會主義を唱へて、社會の缺陷に對して救濟の聲を揚げんとして居るのに、無暗に政府が峻嚴なる迫害を加へ、親戚故舊までも虐める、其結果はどうなるか、其結果を考へたならば、吾々は實に悚然として肌に粟を生ずるのであります、私は茲に一つの實例を持つて居ります、大正五年の夏桑港に於て日本人の或社會主義者が領事の壓迫を受けた時分に、片山潛と云ふ人が遙々一書を桑港から內地に寄越して居ります、それにどう云ふ事が書いてあるかと云ふに「此一事に依ても日本官憲の社會主義者に對する所の壓迫振を想像することが出來ると思ひます其結果として邦人中の社會主義者の多數は漸次無政府主義者となつて居ります、彼等が少しく社會的活動をすれば日本官憲は直ちに注意人物名簿に記入して鄕里の父兄に壓迫を加へるので自然父兄とも音信を斷ち日本政府を憎むと同時に日本をも厭ふやうになり孤立の生活に在つて唯々絕望的の無政府主義的思想が僅に彼等の慰安となつて居るのである」彼等は無政府主義に於て一の慰安を求めて居る、斯う云ふことを書いて來て居ります、是か當時の「新社會」と云ふ雜誌に載つて居るのであります、決して私は架空の事を申上げるのではありませぬ、即ち斯の如く過激手段が彼等の絕望的煩悶を救ふ唯一の方法であると云ふことになつたならば、其結果は如何に恐るべきものであると云ふことは、想像するに餘あるのであります、此政府の二十年來傳統的の社會主義の取締方針と云ふものは、丁度德川幕府が關ケ原合戰後に浪人共に加へた取締法と髣髴たるものがあります、矢張同樣の遣行になつて居ります、關ケ原合戰後多數の浪人が生じて、其浪人が衣食の道を求むる爲めに江戶に集つた、それを取締るのに極めて峻嚴の態度で臨んだ、江戶に親戚故舊の在る者でなければ、直ちに引拂ふべしと云ふ嚴命を下した、之が爲め左なきだに糊口の途を失つて困却して居る浪人は、益々困窮を致したのであります、其時分に當つて、是等浪人の身元引受人になつた者が即ち由井正雪であります、由井正雪は丸橋忠彌と共に德川幕府の顚覆を企てました、其動機に就ては色々なことを歷史家が申して居りますけれども、其眞相と云ふものは、即ち是等浪人の德川幕府から壓迫を加へられた所の浪人共が、由井正雪を擔いで幕府に弓を彎いて、一つ幕府を引繰返してやらうと云ふ企をしたと云ふのが眞相ではないかと思ひます、殊に此丸橋忠彌の配下に屬して居つた所の老人隊と云ふものは、何れも六十歲、七十歲、年老いたる浪人共が幕府の迫害を受けて、もう此世に望が無いから、此世の思出に彼等老中共を斬つて斬つて斬捲つて、自ら斬死をしやうと云ふ決心を致して、茲に決死隊を組織致したのであります、實に悲慘極まることであります、政府が無暗に壓迫を加へて、彼等糊口の途を斷ちますと、餘憤の迸しる所事此に至ることは、理の睹易き事であります、斯う云ふ史的事實は、古今東西其例が乏しくない、明治四十三年に起りました所の幸德秋水一派の大逆事件と云ふものは、矢張慶安四年に起つた所の、由井正雪の變と同じやうな形を取つて居るのであります、明治四十一年六月に赤旗事件と云ふものが、神田の錦輝館に起りました、是は洵に詰らぬ事件で、白晝警官と赤旗の爭奪をしたと云ふ輕微な事案であります、然るに此赤旗事件に連坐した所の社會主義者は、何れも皆な重刑に處せられたのであります、官吏抗拒罪とか、或は治安警察法違反とか云ふ輕微な犯罪であるに拘らず、皆な懲役一年乃

至二年と云ふやうな、重い刑を宣告せられたのであります、而して其後社會主義者は一體に非常に酷烈なる所の監視の下に、身動きもならぬと云ふやうな酷い壓迫を受けたのであります、殊に幸德秋水の如きは、自分の家の前の居場に警官が天幕を張つて、二十人三十人晝夜詰掛けて之を監視して、湯に行くにも尾行巡査が尾く、友人を訪問するにも尾行巡査が尾くと云ふやうな譯で、非常に壓迫を加へたのでありますから、彼等は絶望的煩悶に陷らざるを得なかつたのであります、且又此赤旗事件の刑罰が餘り酷烈なりしを恨むの餘り、是等餘憤の迸る所、遂に過激の事を企つるに至つたのであります、大逆事件と云ふものは、斯の如くにして起つたのであります是は決して祕密でも何でもない、大逆事件の判決と云ふものが雜誌に載つて居ります、其雜誌は別に發賣禁止にも何にもなつて居りませぬから、志ある御方は一讀になれば、直ちに明白になることであります、赤旗事件に起因する所の絶望的憤激に依つて、此大逆事件を生じたのである、恰も德川幕府の壓迫に對して、由井正雪の變が起つたと同じ形式を取つて居る、洵に危險極まる事であると私は思ふのであります、尙ほ方面を變へて觀察致しまするのに、今日社會主義が非常に熾んな國は何處々々であると申しますると、不思議にも社會主義に對して壓迫を加へた國に限つて居ります、比較的自由な國には、社會主義は餘り熾んでありませぬ、其證據には北米合衆國はどうであるか、自由の國であります、社會主義の唱道に對して、何等壓迫を加へると云ふことはありませぬ、隨て米國には亞米利加社會主義と云ふものは、殆ど發展して居ない、社會黨抔と云ふものは、殆ど勢力が無いと云つても差支ない、英吉利はどうであるか、英吉利は矢張自由の國であります、英吉利に於て勞働黨と云ふものは可なり勢力を得て居りますけれども、勞働黨は全部社會主義者でない而も其勞働黨たるや、其數と云ふものは極めて少いのである、尤も昨年暮の總選擧に於きまして幾らか數が殖えましたけれども、他の黨派に比すれば殆ど論ずるに足らない、斯様に自由な國に於ては、社會主義と云ふものは決して熾にならぬ、翻つて專制國と稱せられて居た所の露西亞はどうであるか「カイゼル」の下に壓迫を蒙つて出た所の獨逸はどうであるか、今日社會主義の本場と云へば獨逸と露西亞である、即ち社會主義を常に壓迫して來た所の國は、此の通り社會主義が熾んになつて居る、遂に社會主義者の爲めに政府は顚覆されて居るではないか、露西亞と獨逸の革命は何人が遂行したのであるか、露國、獨逸の政府は、彼等が力を擧げて壓迫したる者の爲めに其身を亡ぼすに至つたのであります、是故に無暗に社會主義を壓迫することの如何に危險であるかと云ふことは、此實例でも知ることが出來るのであります、獨逸に於きまして「ビスマーク」が社會主義の鎭壓法と云ふ法律を作つたことがありますさうして社會主義者に非常に壓迫を加へましたけれども、此結果はどうであるかと申しまするに、社會主義鎭壓法が制定された時分に、社會主義者に對する選擧投票數と云ふものは、僅に四十三萬であつたものが、其法律の廢止をした時分には、社會主義の投票と云ふものが、百四十三萬、即ち百萬の數を增加しました、鎭壓法を出した時分に勞働組合の數は僅に五萬しか無かつたものが、之を廢止する時に至つて二十萬に殖えた、社會主義鎭壓法と云ふものは何等の効力を爲して居ないでありますから「フェルヂナンド、ラッサル」の如きは「社會主義鎭壓法は社會主義を鎭壓することが出來なくして、却て「ビスマーク」を鎭壓したのである」と云ふ皮肉なる批評を致して居るのであります、斯様な次第でありまして、嚴峻苛酷なる取締方針は、獨り何等の効果無きのみならず穩和なる社會主義者を驅つて過激に赴かしめるものでありますから、政府は此傳統的の苛酷なる取締方針と云ふものに付ては、大に考慮する所が無ければならぬと思ふのであります、そこで私は第三の質問と致しまして、茲に政府は社會主義取締方針を改むる意思なきやと云ふことを問はなければならぬのであります、先づ第一に申上げて置きたいのは、危險人物名簿の整理をすると云ふことであります、承はりますれば、警視廳には要視察人名簿即ち注意人物、危險人物の名簿がありまして、それには甲乙丙丁と分ちて、社會主義者の中一番激烈なる者を甲とし、稍々穩かなる者を乙とし、丙丁と云ふやうに四種類に分けてあるさうでありますが此帳面に一度名を書かれた者は容易に抹殺されることがない、假令說を改めて穩和なる主義になりましても矢張危險人物名簿から削除されることが出來ない、恰も南亞米利加に在る底無地に嵌つたやうなもので一度落ちれば再び上ることが出來ない、是が警視廳の危險人物に對する取締の方針である、併ながら今日此名簿に名が載つて居る人で、初めから極く穩和なる社會主義者がありまするし、又青年の時には隨分過激な事を主張したけれども、段々年を取り、社會の經驗を積むに從つて、是ではいかぬと云ふので穩和なる主義に改めた人も少くないのでありますが其等が矢張其儘危險人物として名簿に載つて居る、こんな固定的な危險人物名簿は整理をして戴きたい何等危險の無い穩和なる主義者は、全部削除することにして貰ひたいと思ふのであります、勿論無政府主義者、或は「サンヂカリズム」を奉ずる人、激烈なる主義を奉ずる者は此限に在らず、寧ろもう少し嚴重に取締つて差支ないと思ひます、それと同時に私が茲に申上げて置きたいのは、無政府主義「サンヂカリズム」抔の危險の人物もありますが、立憲政體の下に於て立憲政治を呪ふやうな言動を爲す者は矢張一の危險人物と思ふ、嘗て或人は憲法中止論を唱へたことがある、其人は今日果して憲法中止論を持つて居るかどうか知りませぬが、其後矢張官僚一味の間に、動もすれば此立憲政治を呪ふやうな穩かならぬ言動をする者がある、是等は矢張危險人物である、無政府主義者「サンヂカリズム」主義者と共に危險人物名簿の中に載せて置く方が宜いと思ふ位である、それから第三は尾行巡査の廢止を勸告したいのであります、尾行巡査と云ふものは、獨り本人の業務を妨害し信用を毀損すると云ふやうな弊害があるのみでない、誠に無益なものである、と申すのは社會主義者も段々尾行に馴れて來ますと、巡査を出拔くことは極めて上手になる、之を捲くことは極めて容易である、と云ふのは尾行巡査が尾いて來ても、途中で自動車に飛乘れば、直ぐにはぐれてしまう、又滿員の電車に飛乘をすれば捲くことが出來る或は表から入つて裏口から逃出せば捲くことが出來る、故に彼等が眞に不穩當の企をしやうとすれば、容易に捲いてしまうことが出來るのである、何の役にも立たぬ、殊に最近尾行巡査と社會主義者と妥協して、一緒に遊廓に女郎買に行つたと云ふやうな實例抔もある、或は妥協して一日自分が外出しない代りに、尾行巡査は妻子を伴れて淺草公園で遊んで、歸りに牛肉や餅抔を土産に持つて歸つたと云ふ實例もある、誠に無益な事である、斯る事に國費を濫費するのは、誠に不都合であると思ふ、尾行巡査は、社會主義者が旅行をすると儲かるのである、社會主義者が大阪へ行くと、本署から旅費を貰つて尾いて行く、儉約して歸れば一度の旅行に三十圓位は殘るさうすると社會主義者の尾行に依て此尾行巡査は儲けることになり、甚だ怪しからぬ譯である、斯様な次第でありますから一面社會主義者を養成するやうな氣味にもなる、社會主義者が全くなくなると役得が無くなるから全部社會主義者の無くならぬやうに保護すると云ふやうな形も將來現れて來る、と申すのは曾て佛蘭西の北部に非常に狼が現れたことがある、そこで狼を退治する爲め、即ち狩狼局が出來て年を經て既に狼は狩盡された筈であるのに、依然として狼が出る、之を調査致しました所が、焉ぞ知らん內々狼を養つて居たと云ふことである、即ち取締るべき目的物が無くなれば職を失ふの虞があるので之を養成すると云ふやうな不都合なる結果にも相成るのであります、斯様な事は常に在る譯ではありますまいけれども、何となく無意識にさう云ふ形になると云ふことは、否認すべからざる事實であります第三には言論出版を今少しく開放して貰ひたい、社會主義と名の付く書物は殆ど出すことが出來ない、其癖經濟學者の書きました書物の中には社會主義の事が澤山書いてある、唯々名前が社會主義となつて居らぬから、政府は之を許して居るやうでありさすが、名前はどうでも內容の方が大切であるのでありますから、斯様な不條理なる取締は、寧ろ廢止した方が宜からうと思ふ、又演說會の如きも、主催者の顏觸や、或は演說會の名稱を見て、之を禁止するとか云ふやうなことは無意味であります、是抔も餘程手加減をして貰はなければならぬと思ふのであります、それから第四には罪を三族に及ぼすの主義を改めて貰ひたい、本人が如何に危險人物なればとて、妻子に咎のある譯はない、友人に何の責任があるか本人が危險であると親族故舊まで迫害すると云ふことは、昔の專政時代に在つたことでありますけれども、今日明治大正の御代に斯る蠻風の行はれると云ふことは、實に悲しむべき事であると思ひます、官憲は傳統的に無意識に斯う云ふ蠻風を脫することが出來ずに、動もすれば親族故舊に迫害を及ぼすのであるから、此點はどうか改めて貰ひたいと思ふのであります、今や世界は露西亞の革命、獨逸の革命の

影響を受けて「ソシャル、デモクラシー」の思潮は靡然として世界を包んで居るのである、資本侵略主義に對して、社會主義の段々盛んになつて行くと云ふことは寧ろ當然の勢力である、世界の列强中、何れの國か內閣に社會主義者の閣員を一人も持たぬ國がありませう、又世界列强中、何れの國が社會主義者の代議士を一人も持たない國がありませう、其是れあるは唯々日本のみである、日本は此世界的大潮流の中流に船を停めて置くことが出來るでありませうか、速に流に從つて下るのでなければ、却て船を覆す處がある、日本政府二十年來の傳統的社會主義取締方針と云ふものは、誠に危險極まるものでありますから、どうか此點は政府に於かれましても篤と御考慮を願ひたい、殊に原內閣に於かれましては、斯る事に了解の多い人が閣員に澤山あるのでありますから、此點は能く調査を致しまして、若し私の唯今申上げた三段の質問に多少採るべき所があつたならば、速に方針を改め、國家及皇室をして直に泰山の安きに置くやうに盡力せられんことを、切に希望して已まないものであります、敢て誠意ある內務大臣の御答辯を嘱する次第であります、甚だ長く申上げて相濟みませぬ。

○副議長（濱田國松君）　質問第二、甘蔗に關する質問我如古樂一郎君。

甘蔗作に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月二十日

提出者　我如古樂一郎

賛成者　金杉英五郎

甘蔗作に關する質問主意書

一　砂糖の需給關係に對する政府の所見如何

一　從來甘蔗作を爲したる四國、中國、九州地方に於て米不足の爲米作に轉業する傾向なきや或は該地方に於ては甘蔗作に比し米作の經濟的なりとするも之か爲甘蔗作に對する政府の所見如何

一　政府は米不足の爲關稅撥止及開墾助成法に依り米の輸入若は移入增加又は生產增加を實行し米の調節を圖りつつあり隨て之か爲臺灣に於ける甘蔗作及米作に影響を及ほさるるや政府の所見如何

一　日本內地產額の六割を占むる沖繩縣の糖業改良獎勵に就き政府の所見如何

右及質問候也

二　甘蔗作に關する質問（我如古樂一郎君提出）

○小川寅六君　唯今より會計士法案の委員會を開きたいと思ひます。

○副議長（濱田國松君）　許可致します。

○小川寅六君　會計士法案の委員諸君は、第六委員室に御參集を願ひます。

〔我如古樂一郎君登壇〕

○我如古樂一郎君　私の質問は、甘蔗作に付て申上げやうと思ひます、歐洲戰亂の結果、歐米に於きましては甘菜糖が減じ、產額が半額以上になつて居ります、其爲めに亞細亞洲に於ける甘蔗糖が値段が高くなつて參つたので、吾々國民としても、戰前分蜜糖百斤十五六圓の相場であつたのが、今日では既に百斤二十二三圓の相場で消費しつつあるのであります、斯樣に相場が高くなつて居るのでありますから我國內に於ても此甘蔗作に付ての、補給作に付て質問致さうと思ふのであります、我國內に於ける一箇年砂糖の消費量は五六億萬斤でございます、即ち人口一人當りが十斤餘に當る、之を歐米の五六十斤に比較して見ますれば、餘程少量でございます、それから大正三年より大正七年に至る五箇年間の輸出入を較べて見ますれば、大正六年に於て九千萬斤程の輸出超過がありました、此年は日本內地及臺灣の甘蔗の豐作の爲めと、それから歐洲戰亂の爲め輸入が減少したので、斯樣な事になつて居りますが、其他の年に於きましては總て輸入超過で、大正七年の如き、既に一億七千萬斤の輸入超過になつて居るのであります、而して本邦は年々人口も殖え、並に生活程度の向上に伴ひ、益々砂糖の消費が增すのでありまして、今後輸入超過になると云ふことが思はれるのでありますから、此砂糖の需給關係に付て政府に御質問を致す次第であります、それから國內に於て甘蔗作を爲して來ました所の四國、九州、中國邊りに於きましては、近年米不足の爲め、米の調節を致されやうとして居る爲め、國內に甘蔗作が減り、又間接に臺灣に於ても甘蔗作が減つて、益々國內に於ける砂糖の產額が減るだらうと思ふのでありますが果して左樣な傾向であれば、益々此砂糖の需給關係に付ては、餘程の注意を拂はなければならぬと思ひますので、政府に其點を質問致します次第であります、それから次に其質問の要點は、甘蔗作の適當である所の沖繩縣に於ける糖業の問題に付て、二通りの質問を致さうと思ふのであります、一つは黒糖の工業、一つは分蜜糖の工業に付て御質問を致す次第であります、此分蜜糖の工業に付きましては、政府が既に明治四十二年に沖繩縣に百噸の能力ある分蜜糖の機械を据付けまして、分蜜糖業の有望なることを示されたのであります、爾後臺南製糖會社の工場が數箇處に出來、又今將に東洋製糖會社が、宮古八重山兩島に設立されやうとする機運になつて居ります、斯樣に沖繩は甘蔗作に餘程有望な土地でありまして、糖業改良事務局が設置された場合に於ては、僅に產額が五六千萬斤でありましたが、大正五年には一億一千萬斤になつて居るのであります、約十年間に於て倍額以上になつて居ります、斯る狀勢より考へて見ますれば、沖繩に於きましても、數年を待たずして二億萬斤以上の砂糖、即ち日本國內に於ける消費量の約三分の一以上を得らるゝ譯であります是は如何なる譯かと申しまするど、大正五年の甘蔗作を調べて見ますれば、まだ全耕地の二割强でありますから、尙ほ其の耕地を擴めるのみならず、開墾の餘地も多いのであります、此砂糖の產額を增進せしめると云ふことは、今日の糖業政策上最も緊要なる事でございます、而して今分蜜糖と黒糖との割合を見まするど、全產額の一割內外しか分蜜糖は作られて居ないのであります、此砂糖工業に付て最も必要を感じまするのは、壓榨器の關係でございます、即ち新式壓榨器と、在來のそれとの步止りの差を約一步と見ましても、砂糖一億萬斤に付ては、百萬斤の損失になるのであります、故に政府は又黒糖工業に付て必要を認められて、大正二年三年に於きまして、栽培者五十人以上、それから產業組合二十人以上を有する者に對して、一晝夜五千斤の製造能力ある蒸氣器械や、石油發動機に依る壓榨器に補助獎勵を與へたのであります、是は黒糖改良上最も適切なる方法でありますが、まだ一般に行渡つて居ないのは甚だ遺憾とする所であります、而して此壓榨改良器に依る榨汁を焚いて黒糖に仕上げる鑵の釣合が良くない爲めに品質の惡い砂糖を製造すると云ふことが、今日最も缺點として居る所であります、此改良壓榨器と鑵の關係は、共に黒糖品質の改良上輕々に看過すべからざる問題でございます、故に政府は之に對して技術者をして研究せしめられて、十分なる黒糖改良の功績を擧げしめられる御意思は無いのでありませうか、之に就き御所見を承りたいのでございます、此の黒糖の品位は、今の所三步、二步半、二步、一步半、一步、半分許りの七等級に分たれて居りまして、隨て其價格に於ても大差があります、而して今二步と一步半の差が、黒糖一樽に付き金三十六錢の差、一步半と一步の差、同じく金七十二錢であります、而して大正六、七年の沖繩縣黒糖檢查所の調査に依れば、全產額の中二步以上が五〇%位である故に、黒糖百萬樽の中、五十萬樽は一步半以下である、然るに鑵の改良及製造技術の進步により其中一步半より二步に上るもの十萬樽とし、一步より一步半に上るもの十萬樽とすれば、前者は三萬六千圓、後者は又七萬二千圓、計金十萬八千圓の利益となるのであります、それから分蜜糖業に於て、政府は既に獎勵方法を示されて居りますけれどもが、まだ其分蜜糖業が十分に進步しないのであります、其原因は色々ありませうけれども、甘蔗栽培人と製糖會社との間に於ける、賣買上の經濟的調和の方法が宜しきを得ないことが、主なる原因であらうと思ふのであります、而して沖繩縣に於きましては、既に申しました通りに、黒糖工業と分蜜糖工業の二つの政策を執つて居りまする故に、甘蔗栽培家は自由に甘蔗を分蜜糖會社にも販賣し、或は又黒糖の相場の景氣が好ければ、自分で又黒糖を製造すると云ふやうな自由制度になつて居ります、是は內地に於ける黒糖の需要の關係上、已むを得ない事であらうと思ひます、想ふに砂糖の相場と云ふものは何れの國何れの地方を問はず、總て世界的の影響を受けるのでありますからして、歐洲戰亂以來獨逸や、墺地利佛蘭西等に於きましては甜菜糖の產額が半額に減少して居る今日であります、それから戰時中は歐羅巴に於きましては、既に食糧制限法の爲めに砂糖の消費量が矢張減つて居るのでありますが、休戰の事が起りまして以來、砂糖の需要が段々多くなつて亞細亞洲殊に瓜哇島に於ける砂糖を買込むと云ふやうな傾向になつて居りまして、段々其影響が我が日本に及ひまして、自然高い砂糖を食はなければいけないやうになつて居るのであります、言ひ換へれば歐羅巴に於て甜菜糖の減る時は、亞細亞に於て甘菜糖の景氣が好い、好いけれどもが、若しや亞細亞洲に於

ける甘蔗並に歐羅巴に於ける甜菜糖が豐作でありました場合に於ては總て其値段が非常に暴落するのであります、今日は先づ甘蔗糖國に於きましては、歐洲戰亂の結果景氣は宜しうございますけれども、若しや同地方に於て砂糖が豐作でありましたならば、相場が非常に下落して糖業者が非常に苦しむのであります、それ故に我國內に於て甘蔗作を增加せしめ其の生產費をして少なからしめて、世界の競爭場裡に順應して行きますに於ては、結局砂糖の生產費を減少せしめることが、糖業政策の根本だらうと思ふのであります、斯る方策を我が國內に漸次執りて行くに於きましては、黑糖は將來其需要の減つて行く一方でありますからして、此文明的の分蜜糖業に自然進んで行くと云ふことは、萬已むを得ない事と思ひます、此意味に於きまして甘蔗を作つて居る所の適當なる地方、例へば小笠原島とか、鹿兒島縣下に於ける大島、沖繩全縣と云ふ甘蔗作の適當なる地方に於て、今日より分蜜糖工業を漸次進めなければならぬ機運が到來して居ると私は信ずるのであります故に斯る地方に於きまして、生產組合又は產業組合が適當な分蜜糖を拵へやうとする場合に方つて、政府は之に補助獎勵を與へられて、產額を增進せしめられると云ふやうな御方針があるや否や、尙ほ進んで此甘蔗を作る地方に於きましては、產業上重大なる關係を持つて居るのでございますから、或は縣と其縣民との合同、即ち半官半民的の事業にして、此砂糖工業及甘蔗糖工業、分蜜糖工業をして十分に發展せしむると云ふやうな事も出來るか否や、或は私立砂糖工業會社と縣民生產家との間に、最も適當の方法ありや兎に角沖繩縣に於ける此分蜜糖工業に付て、的確なる政府の御所見を承りたいのであります質問の要點は是だけであります。

「拍手起る」

○副議長（濱田國松君） 質問第三、鹽の專賣生產及配給に關する質問――小西和君。

――――

三 鹽の專賣生產及配給に關する質問（小西和君提出）

鹽の專賣生產及配給に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月二十二日

提出者 小西和

贊成者 鵜澤宇八 外二十九人

鹽の專賣生產及配給に關する質問主意書

一 政府は鹽の專賣は廢止するか若は鹽の專賣に對する收益主義を捨て鹽の檢查を行ひ以て其の品質を保證し且之か向上に努むる外主として社會政策の見地より其の需給の圓滑と價格の調節を爲すに止むるの意思なきか

二 政府は內地鹽賣渡の價格を引上けさる範圍に於て先つ之か賠償價格を引上け且漸次其の賣渡價格を引下くるの方法を執らさるか

三 政府は瀨戶內海沿岸方面の如き製鹽に好適せる箇處に於て新に鹽田の開拓を認許し以て內地鹽產額の增加を計るの意思なきか

四 政府は支那政府に向ひて交涉を遂け奉天山東の兩省に於ける鹽の輸出稅を撤廢せしむると共に該兩省に於ける鹽田の擴張に努むるの策に出てさるか

五 鐵道及汽船に對して鹽の運賃を低減せしむると共に其の輸送を迅速ならしめ特に工業用及漁業用として奉天山東兩省の鹽を低廉且迅速に內地に送致するの策を執らさるか

右及質問候也

〔小西和君登壇〕

〔拍手起る〕

○小西和君 唯今の我如古君の甘い砂糖の御質問に續いて、私は鹹い鹹鹽の質問を致したいのであります、先日此議場に於きまして豫算案を議決致しまする際、本院は鹽の事に付て希望條件を附帶致して決議を致したことであります、申すまでもなく、鹽は米にも增して人生の必要品であります、米と違つて代用品が無いのであります、而も我國は元來鹽の潤澤でない所の國柄でございます、殊に昨年來鹽の生產の大不足、之が爲めに國民は生活の安固を失ひ又一方に於ては產業上多大の障害を與へて居るのであります、斯く鹽の不足の生じまする原因は、人口が近來著しく增加致しまする事、又產業が大に發達致しまする事、就中工業用の原料として鹽か消費される額が、非常に急激に增加を致しますることが、是が鹽の不足を招致する所の最大原因であります、即ち大正の初年頃に、我國の鹽の消費額は約十二三億斤でありました所が昨年は十四億斤の上に上つた模様でありますが、本年は更に十五億斤を超過致しまする趨勢でございます、然るに我が內地の鹽の生產高は、大正三年までは年額約十億斤を超過する狀態でありました、所が其後は却て減少を告げて動もすると十億斤の以下に陷らうとする狀態であるのであります、斯の如くでございまして、鹽の需要は年々著しく增加致しますに拘らず、其生產は却て減少する狀態でございます、斯う云ふ狀態でございましては國民生活の安固を保つ事が出來ませず、特に社會政策上、又產業の發達上、寔に寒心に堪へない次第でございます、是は爲政者と致しましては、是非とも此缺陷を補ひ、且つ適當の方法を確立する必要があるのであります、而も政府の遣方を見ますと、鹽に對する政策は甚だ緩漫であり、又不徹底である、それが爲めに國民を苦しめ、事業の發達を阻碍し、且つ一方に於ては製鹽業者を泣かして居るのでございまする、斯る次第でございまするから、私は此鹽の問題に付て質問をするの餘儀なきに致つたのであります、先づ第一番に伺ひたい事は、政府は鹽の專賣を廢止するの御意思があるや否やと云ふことであります、御承知の如く鹽の專賣は明治二十七八年戰役の際に、非常な場合財政策の一として、特別稅として賦課をされることになつたのであります、其後四十一年に戰役の稅制整理の場合に當然整理せられて、即ち撤廢さるべき筈であつたものが、當時歲入の缺陷を生ずると云ふことに藉口して、是が其儘存置せられて今日に至つて居るものであります、元來鹽を生產致しまする場合に、其生產費は如何なる狀態であると申しまするど、大體に於て之を三つに分けることが出來ます、第一は鹽田費、第二は勞力費、第三は燃料費である、所が此勞銀並に燃料費と云ふものは、是は非常に變動の多いものであります、然るに鹽專賣に依る所の此賠償價格は、之を引上げる事も、亦之を引下げることも非常に緩漫でございまするが故に、自ら經濟の原則に反することになります、即ち今から十年程前の如く勞働賃銀の非常に安い場合、石炭も亦非常に安い場合でございましても鹽の賠償價格は其割合に引下げられないのであります、それ故に自ら生產が過剩になりますのみならず製鹽業者は勞力及燃料を濫費致して、益々其生產に努めて、それで生產能率か高まりまするから、鹽の生產は過剩の狀態に陷る、而して鹽田業者は、之が爲めに過當の收利を擧げるのであります、其結果と致しまして、政府は鹽の收納を致しまするに、其倉庫に充滿して、如何ともすることが出來ない狀態に立至るのであります、又其反對に昨年來の如く鹽が不足を致す場合もある、政府は此議會に於きまして昨年來の、鹽の不足を致しましたのは、天候不良の爲めである、斯樣に申し、又暴風雨があつた爲である……

〔副議長濱田國松君議長席を退き議長大岡育造君著席〕

○小西和君 斯樣に申しますけれども、其眞の大なる原因は、此法規に拘束せられて、且つ商賣の思想に乏しい所の當局者が、鹽の生產に付て勞銀が非常に騰り、石炭の價が高くなつて居つて、それが爲めに鹽の生產を致しましても、賠償價格が低い爲めに算盤上引合はないにも拘らず、鹽の賠償價格を引上げることを致さぬ、それが爲めに非常に天氣の好い場合には、漸く生產費を償ふことが出來るけれども少し天氣の惡い時は、多大の手數を掛け、燃料を澤山使つて鹽を製造致しまするよりも、寧ろ休業致した方が利益である、斯う云ふ勘定になりまするから自ら鹽の生產が十分でなかつたのであります、即ち鹽の賠償價格が安い爲に、自ら勞力を節約を致し又燃料を節約を致しまして其結果と致して、鹽の生產率が著しく減つて參つたのであります、斯の如くに致しまして、昨年の秋以來我國民を擧つて鹽の不足に苦しみました事は、喋々するまでもない事でありまして諸君に於かれても、深く御承知の事であらうと思ひます、昨年來の狀態は恰も謙信時代の甲州の人民の如き狀態に日本六千萬の國民が陷つて居つたのでございます、而て之に對する政府の遣方は假令今川義元の如くでないと致しましても少くとも上杉謙信の如き態度に出る事が出來ないで居りますのを深く遺憾とするのであります、それ故に此際に鹽の專賣の遣方を改めて、迅速に機敏に鹽の賠償價格を引上げ引下げをすることに致せば宜いのでありますが、果して弊害を釀成すること無くして、經濟界の變化に順應致してやると云ふ事は、之を政府に望みますことは困難であらうと思ひます、故に鹽の專賣は寧ろ廢止をした方が、宜くはないかと思ふのであります、此鹽の專賣の廢止の善惡と云ふ事は、是は大に議論のある問題でありますが、政府は鹽の

專賣の廢止に付ては、果して如何なる御方針であるか、是が伺ひたいのであります、又此專賣に付きましては、現行の制度は元來收益主義に出來て居る、即ち利益を目的とした鹽の專賣であります、所が收益主義の專賣は、租稅思想の極めて幼稚な未開な國に於きまして行はれる制度でありまして、殆ど是は人頭稅と變らぬのであります、而已ならず鹽の消費は下級の社會に於て、特に其量が多いのでありますが故に、即ち下級社會の者に酷にして、比較的上級の者に薄いと云ふ、即ち租稅の原則に餘り反對を致して居るのでありまして、此點に於て鹽の收益主義の專賣は、甚しき惡稅と見なければならぬのであります、其故に若しも政府にして、鹽の專賣制度を廢止することを致さないと云ふことであるならば、收益主義の專賣を止めてしまつて、專賣は單に鹽の檢査を致して其品質を保證すると云ふこと、並に鹽の品質の保證を圖ると云ふ事に止むることが、恰も政府で行はれて居ります所の、米の檢査と大體同じ精神に致すと云ふことに致し、それから兼ねて一方に於て社會政策的の立場から致して、鹽の需要供給を圓滑にすると云ふこと、又鹽の價格を調節すると云ふ事の爲めに、鹽を專賣すると云ふことに止めたならば宜いかと思ふのであります、現に鹽專賣の收益は最初一千萬內外でございましたが、追々に減少して、特に大正七年度に於ける鹽專賣の利益と云ふものは、殆ど絕無であるのみならず、或は政府の缺損に歸して居りはしないかと思はれるのであります、果してさうでありますれば、鹽專賣の收益主義は、政府に取つて諺に骨折損の何とか儲けと云ふ結果に陷つて居るのであります、それ故政府は專賣の御方針を改めまして、唯今申しました如く、品質を確保すること、品質の向上を圖ること、社會政策的見地より致して、鹽の需給を圓滑ならしむること、並に價格を引下げることに努むると云ふことに致したならば、是が最も良い策と思ひますが、政府は此策を採るの御考があるや否や、是が第一段の質問であります、第二に伺ひたい事は、內地の鹽の價格を引上げない範圍に於きまして、先づ其賠償價格を引上げて、それから追々に鹽の賣出價格を引上げると云ふことにする方法を執りますことが必要と思ひまする政府は果して此方法を執るや否や、それを承りたいのであります、御承知の如く我日本の鹽の價格の高いことは、殆ど世界に類ないと申して宜しいのであります、それが爲め國民、就中下級の社會の多數の國民に於きましては、非常なる苦痛を受けて居るのであります、斯の如き鹽の價格を高くして置きますことは、多數の下級民に對して、非常なる殘酷なる遣方であります、又一方製鹽業の狀態を見ますと、昨年の夏の盛んに鹽の取れます時から、えらい天候の不良もありまして、それが爲めに鹽は減少を致す趨勢であつて、加ふるに勞銀が騰り石炭の價格が騰貴致しました爲めに、製鹽業者の困難は一通りでないのであります、そこで製鹽業者は此苦痛を切拔ける策と致しまして、或は低利資金を借入れるとか、或は外に融通を求めるとか致しまして、漸く其の日を凌いで居りますが、私の鄉里香川縣の製鹽業は、御承知の如く我國の最も大なる製鹽地でございますが、私は鹽田業者の內情に相當に通じ、又之を目擊致すのでありますが、昨年の多から本年に越します場合、例年でありますれば、製鹽業者は相當に金を殘す、又燃料も殘し、鹽も貯へて置く、又濃厚になつた所の鹽水も、貯藏致して居ると云ふ狀態であるに拘らず、昨年から本年に越えまする場合に於ては、是等の貯が絕無でありますのみならず、多額の前借を致し、若くは他から負債をして居ると云ふ狀態であります、それ故に今後本年の如き物價が下落致し、又勞働賃金が下りますれば、兎に角、又は勞銀及物價が現狀の儘でありまして、鹽の賠償價格を大に引上げると云ふことを致しませぬければ、本年の製鹽事業者の經營は一層困難に陷るのでありますそれが爲め此儘で打過ぎましたならば、本年も亦鹽生產の上に大なる影響を招きまして、それが爲め需要者たる一般の國民を苦しめると云ふやうなことに立至ると云ふことを虞れて居ります、斯る狀態でございますから、政府と致しましては、先づ鹽の賠償價格を引上げる、さうして製鹽業者の苦痛を輕減することに致さなければなりませぬ、其次には追々に鹽の賣渡價格を引上げて、一般國民、就中下級の多數人民に對して、低廉なる鹽を供給することに致しまして、さうして鹽を社會政策の一助とすることが極めて必要と考へます、之に對する政府の御考を承りたいのです、尙ほ此の場合に於て政府に承りたい事は鹽の賠償價格を査定致します場合、製鹽業者及鹽田の持主に價格の決定に付ての、諸問をするのが宜からうと思ふのでありますけれども、更に進んで鹽の賠償價格を定めまする場合に、鹽田持主及製鹽業者を委員と致しまして、それを其相談に參加せしむることに致しますのは、意思の疏通を圖ります上に於て、價格の衡平を期しまする上に於て、其他の樣々の關係に於きまして、頗る美い事と思ひますが政府は斯る方法を執る御考があるや否やと云ふことを承りたいのであります、第三に承りたい事柄は、瀨戶內海の沿岸方面の如き製鹽に好適せる場所に於きまして、新に鹽田の開拓を許し、それで以て內地鹽の產額の增加を圖るの御考ありや否やと云ふことであります、政府の當局は、內地鹽の不足の場合には外國から鹽を入れる、之で補給するからして、何も差支ないではないか、是は當然の遣方であると申すのみならず、場合に依りまするると云ふと、內地鹽不足の場合、外國鹽を輸入致すと云ふのを以て、政府當局の手柄のやうに心得て居るやうな感があるのであります、併ながら外國鹽を輸入致すと云ふことは、內地の鹽の制產に付て有ゆる手段方法を講じて尙且つ不足を致して、已むを得ざる場合に始めて執るべき手段でありまして、外國鹽の輸入は、根本に於て餘り歡ぶべき事でありませぬ、若しも內地鹽の不足の場合には、外國鹽を輸入するから少しも差支がないと云ふやうな御考を以て、內地鹽の生產の發展向上を圖らないと云ふことになりましたならば、それは根本に於きまして、大なる誤であらうと思ふのであります、又當局者は屢々斯樣な事を申します內地鹽外國鹽を分析を致すと、其化學的成分の差と云ふものは殆ど言ふに足らないのである、それ故に鹽の需要者が舊來から囚はれた所の習慣と云ふものを破つてしまつたならば、內地鹽を使ふも外國鹽を使ふも差支ない筈である、斯樣に申しまする、然るに實際に於て內地鹽を使ふ場合に外國鹽を使ひまして其成績の非常に不良であり相違のある事は、是れ恰も日本米と外國米の相違の如くであります、現に染色業者は外國鹽を使つては、列底內地鹽を使つた如き、良い色良い光澤を出すことが出來ないと申して居るのでありませぬか、又漁業者、醬油の釀造家は外國鹽を使つては、到底內地鹽を使つたと同一の味を保つことが出來ないと申して居るではありませぬか、又製革業者即ち革の製造者は、外國鹽を使ふ場合には斑點を生じ、且つ革の收縮が甚しくて困ると申して居るではありませぬか、斯の如く實際に用致しますれば、內地鹽が非常に宜しいと云ふことが現れて參つたのであります、是等の點から考へて見ましても、政府と致しまして大に內地鹽の生產を計り之に依て國民の嗜好を滿足せしめ、又其他の點に就て遺憾なき方法を執らなければならぬのであります、幸にして瀨戶內海の沿岸には到る其鹽田として開拓すべき場所があるのであります而も所鹽田の開拓を希望致しまする者は、決して尠からぬのであります開く所に依りますれば、政府に於ては瀨戶內海の沿岸に於て、百二十町步程の鹽田を新しく擴張を致す豫定であります、之に依て年額三千萬斤の鹽を生產させると云ふことであります、果してさうでございまするならば瀨戶內海の沿岸に於ての鹽田の擴張を致しまする事は結構である、併ながら折角の擴張が僅々百二十町步、其產額の豫想が三千萬斤と云ふことでございましては、現在及將來に於ける鹽の大不足に對しましては、到底是で以て滿足することが出來ないのであります、それ故に政府と致しましては此際瀨戶內海の沿岸の方面に於て大に鹽田の開發を寧ろ獎勵する位に致して、之を認許すると云ふ事が此場合極めて必要な事と思ひまするが、政府に於ては此御考がありや否や、是が御尋致したいのであります、それから瀨戶內海の鹽田の擴張と關聯致しまして御尋を致したいと事は、昨年の夏秋來鹽の供給が不足に至つて、國民が苦んで參りました場合に、政府は供給不能と云ふ事の此失態を蔽はんが爲めでございませう、昨年の秋冬の頃に至つて、急に臺灣並に關東州の鹽を取寄せて、それを粉碎致して、即ち粉に致しまして供給を圖りました所が、美事失敗を致しましたのであります、其次に更に山口縣の三田尻及下松に天日製鹽の再製工場を急設中でございます、此工場からは最早追々に此再製鹽が出て參るやうな狀態にならうと思ふのであります、私は政府が此再製鹽の工場を設けたと云ふことは、甚だ晩いと云ふ憾を持つて居ります、而已ならず寧ろ斯る規模の狹少な小仕掛のものを以て致しまして、果して是で以て滿足を致して居らるゝのであるか日本の此鹽の大不足に對して、是で以て宜しいのであると政府が考へて居らるゝかを疑はざるを得ぬのであります、斯の如き小規模の二箇所の再製鹽工場を以て致しましては、到底此不足を補ふに足らないことは分

切つた話である、扨て此再製鹽の工場の費用は臨時事件費から支出をした筈でありますが、初めの設備費は姑く措きまして、單に此再製鹽をやりまする加工費です、加工費だけの事に付て考へて見ましても其加工費を瀬戸内海沿岸、即ち十州の鹽田方面に於ける製鹽業者に其加工費を補給致して、さうして原料鹽を供給を致すと云ふことにするならば、鹽田業者は喜んで鹽の再製を致すのであります、さうなりますれば政府事業と致して、山口縣邊りに小規模の二箇所の再製工場を設けまするよりも、一般的に、又自由に、容易に、輕便に、經濟的に、多額の再製鹽が出來ると云ふことになります、斯く致しましたならば、政府も生産業者も雙方の利益である、又之に依て國民をして鹽の不足から免れしむることが出來るのであります、然るに政府が貧弱なる糊塗策を執つて居ると云ふことは、是は政府萬能主義の結果かと思ひまするが、斯の如きは斷じて不可であると考へまするが、政府は果して此方法に依りまして、十州鹽田業者に對して鹽の再製をやらせると云ふ御考ありや否や、是も承りたいのであります、第四に承りたい事は、支那政府に交渉致して、奉天省、山東省邊りの鹽の輸出税を撤廢致し、其上に此兩者に於て、鹽田の擴張をすると云ふ事に努める御考があるや否やであります、此支那の鹽を日本に入れますのには主として工業の原料として用ゐる爲めであつたのであります、内地に於ける工業の原料鹽として支那の鹽を取りますことは、我が日本の爲めに利益でありますことは勿論、支那に取りましても亦大に利益な事であります、殊に關東州方面の如きは、日本人經營の鹽田も少からぬのであります、又今後日本人として、彼の方面に鹽田を開拓すべき場所は澤山にあるのであります、又山東省の青島方面も矢張同樣の狀態でござりまする、それでありまするが、あちらが鹽を輸出致しまする場合に百斤に付て十錢の輸出税が掛りますことは、彼の方面に於ける鹽の價格が百斤値に二十錢内外であると云ふ點から見ますると云ふと、是は甚しき鹽に對する價額の相違を起さしむるのであります、それでありますから此關税を廢しますると、自ら工業用の鹽が低廉に輸入せらるゝ事になります、それが爲めに我國の工業發達を助長し、又支那の鹽の生産の發達をも助長しまして、日支兩國の爲めに至大の好都合であるのであります、御承知の如く鹽は主として曹達灰に作りますのであります、そこで試みに外國から輸入致しまする所の曹達灰と、内地で造りまする所の曹達灰の價格を比較致して見ますると、外國の輸入品の方が現在に於ては餘程低廉であります、それでありますから此狀態に於きましては、日本内地の鹽を原料と致してやるべき、化學工業の發達を期することは出來ないのであります、それで外國から輸入する所の曹達灰と、内地製の曹達灰とが互に對抗して參りまするには、其原料たる鹽に對して、即ち外國から輸入する所の曹達灰に對して關税の引上を致すか、若くは内地製の曹達灰の原料たる鹽の價格を安くするか、此二つの中を採らなければならぬのであります所が曹達は申すまでもなく一般化學工業の主要なる原料でございまして、此原料たる鹽の關税を引上げますることは、直ちに我國の化學工業の發達を阻碍することになりますから、採るべき策ではございませぬ、それ故に我國の化學工業の發達を助長するが爲めには、どう致しましても、此鹽を安くしなければならぬのであります、其鹽を安くする方法と致しましては、先づ第一に支那から取りまする所の鹽に付て、關税を撤廢されると云ふことが必要でございます、又鹽田擴張が日支兩國の爲めに利益でございますことも、是亦申すまでもない事であります、それ故に政府に於ては支那の政府に交渉致しまして、鹽の輸出税を撤廢させるか、又支那の山東省、奉天省海岸方面に於て、鹽田を擴張させることに政府が致しまするることは、甚だ必要な事と思ひまするが、政府は此事を爲さる御考があるや否やを承りたいのであります、終りに承りたい事は、鐵道並に汽船に對して鹽の運賃を安くせしむると共に、其運送を迅速ならしめ、工業用として奉天山東兩省の鹽を低廉且つ迅速に、内地に取るやうにする所の策を採られるや否やと云ふ事であります、そこで先づ其中の前段の内地の鹽の運賃及輸送のことを承るのでありますが、從來鹽の運賃若くは回漕に付きましては、政府は其主要なる生産地の商人に對して之を勸誘致し場合に依つては依賴するやうなる態度を執りまして回漕會社を組織せしめまして、其回漕會社に鹽を運ぶ所の手數料、又取扱費を交付して居るのであります、此方法で鹽を運送致しまするから、それが爲めに運賃が自ら高くなり、且つ鹽の配給が頗る緩漫になるのであります、之を改めて直ちに船會社、若くは船主に鹽の運送を競爭入札にさせると云ふことに致しましたならば、第一に運賃が安く參ります、又船が今日の如く澤山にありまする場合に於きましては、自ら迅速に運搬さるゝことも出來るのであります、其上に船舶側から見ますれば、近來船舶業者は追々に不景氣を喞つやうになりました、中には繋船を致して居る者も出來掛つて居ります、此場合に鹽の輸送を船舶業者に直接に競爭入札でやらせることにしたならば、船舶業者の此苦痛を輕減することにも、多大の効果があらうと思ひます、又鐵道の側は同じ政府部内の事でございますから、其間の交渉は容易に纏まる、隨て鐵道に付ての鹽の運賃を輕減し又運送を迅速ならしむることは、政府に於ては容易に出來る事と思ひます、此策を採る此考があるや否やを承りたいのである、又第二段の支那の鹽を低廉に且つ迅速に日本内地に取ることに付て申上げますが、此の支那の鹽を安く取りますのには、彼地の關税を撤廢をさせる外に、此運賃を低減することにしなければなりませぬが、所が現在支那に於て日本に送るべき鹽を船積致しまする狀態を見ますると、多くは船が著きました場合に人足が鹽を背中に脊負つて艀に運ぶ、其艀から更に本船に移すと云ふやうな緩漫の事をして居りますそれが爲に人夫賃艀賃及び船が長く停まる、其船賃抔が要ります爲に自ら運賃も高くなることが少からぬのであります、それ故に政府に於て適當の方法を執り、彼地に於ける鹽の積込を便にし、せめて棧橋からでも積むことが出來ることに致しましても、運賃を低廉ならしめ、延て鹽の價格を低廉ならしめることに於て、相當の利益があると思ふのであります、兎に角關税の撤廢と運賃の引下が出來ましたならば、自ら鹽の價格が下るのであります、さう致しますならば、鹽を原料とする所の化學工業も發達を致し、我國の工業界の發展を助長する事は、蓋し少からぬのであります、鹽の價格が若干低廉になりましたならば、而して曹達灰の生産費が外國から日本に入つて集ります所の價格と同じ位で引合ふやうにすると云ふ事は、左まで困難ではないのであります、此方法が出來ましたならば我國の化學工業の發達に多大の効果があるものと信ずるのであります、それ故に政府は支那沿岸から工業用、漁業用又農業用として、鹽を安く且つ迅速に内地に送る所の御考があるや否や此點に就て承りたいのでありますどうか親切にして明確なる御答辯を希望するのであります。

○岩崎勤君　緊急事件審議の都合上、自餘の質問全部に對して延會の動議を提出致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て以下の質問は延會になりました、日程第一、軌道條例中改正法律案日程第三、仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案此二案を一括して議題と致すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ一括議題に付します、兩案の第一讀會を開きます、床次鐵道院總裁。

第一　軌道條例中改正法律案（政府提出）　第一讀會

（本案は本卷七九七頁貴族院議事中に揭載せるを以て再揭の煩を避く）

第二　仙北輕便鐵道買收費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律案（政府提出）　第一讀會

仙北輕便鐵道株式會社所屬ノ輕便鐵道買收費支辨ノ爲政府ハ百六萬五千九百五十圓ヲ限リ公債ヲ發行スルコトヲ得

〔政府委員床次竹二郎君登壇〕

○政府委員（床次竹二郎君）　兩案の説明を致します軌道條例中の改正法律案、是は曩に本院に於て可決せられました、地方鐵道法第三十六條に於て、政府が地方鐵道に接近し、又は併行して鐵道を敷設する場合に、地方鐵道の被る損害を補償する規定を設けられたのであります、此同じ規定を軌道に接近し又は併行して、政府の鐵道を敷設する場合に於ても適用致したい考を以て、茲に軌道條例中に改正を致すのでございます、尙ほ又地方鐵道法改正の結果、軌道條例第四條の規定を改正する必要がありまして、茲に此案を提出した次第でございます、宜しく御協贊を願ひます……

○荒川五郎君　議長。

○議長（大岡育造君）　まだもう一つ説明があります

○政府委員（床次竹二郎君）　仙北輕便鐵道買收費支

辨の爲公債發行に關する法律案、是は宮城縣下小牛田より石卷に至る仙北輕便鐵道、此鐵道は鐵道敷設法の豫定線に該當致しまして、陸羽を横斷する幹線の一部でございますが、軌間が二呎六吋でありまして、國有鐵道との運輸連絡上支障少からざる爲め、此度之を買收致しまして、隨て軌間を攪變して、交通上遺憾なきを期したいのであります此輕便鐵道の買收代價は、公債を以て交付致すのであります、仍て玆に公債發行に關する本法案を提出した次第でございます、宜しく御協贊を願ひます。

○議長（大岡育造君）　荒川五郎君。

○荒川五郎君　此軌道條例に依て運轉して居ります電氣鐵道の實際の取締でありますが、軌道條例には一時間に八哩以內と規定されて居ります、然るに東京の市街鐵道の如きは、一時間に八哩どころではありませぬ、十二哩も運轉致して居る、是等は此交通の繁き多忙なる場合に已むを得ぬ事と思ひますが、東京の如き人馬集散輻輳する市街地ですら、八哩以上の速力を出して居るのに、地方の交通に妨げのない所で、此條例のあるが爲めに、一時間八哩と云ふ制限を課せられて居ります、是は地方の交通上速力を早めても、實際の交通に妨げないのでありますがさう云ふ風になつて居る、要するに是は法律制定以後、四十年と經て居るのでありますから、隨て今日の時勢に合はぬのであります、東京市の如きは其實際に合はぬことを、確に政府は日々默認せられて居る、然らば此速力の如きは、此條例を改正せらるゝ場合には、先づ第一に改正せらるべき箇條であると思ひます政府の之に對する意見は如何でありますかそれからもう一つは唯今床次內務大臣の說明せられたる地方鐵道の事に關するのは、地方鐵道法の第三十五條ではないかと思ふのであります、此原案には地方鐵道法第三十六條の規定は軌道に之を準用すとあります、是は地方鐵道法の第三十五條で、政府に於て地方鐵道に接近し、又は並行して鐵道を敷設しましたときに、地方鐵道業者が其接近したり、又は並行する區間の營業を繼續すること能はざるに至りたるときは、政府は其の營業の廢止に因つて生ずる損失を補償することが出來る、殘存線路のみに付て營業を繼續すること能はざるに至つた時分も、亦同樣であると云ふことは地方鐵道法の第三十五條の規定ではないかと思ひます、此二點を御尋致します。

○議長（大岡育造君）　鐵道院總裁。

〔政府委員床次竹二郎君登壇〕

○政府委員（床次竹二郎君）　荒川君に御答致しますが、第一問は、是は「軌道條例取扱方心得」と云ふものがあつて、それで定められて居るのであります、平均の速力を定められて居るのでありまして、地方々々に依つて多少斟酌を加へて行く、第二問は政府提出の案は三十五條でありましたが、本院に於て修正せられまして、唯今私が申した通り三十六條になつて居ります。

○正木照藏君　一寸御尋したうございます、政府は明年は此軌道條例總體の改正案を御出しになる御考でありますか、如何でありますか。

○議長（大岡育造君）　鐵道院總裁。

〔政府委員床次竹二郎君登壇〕

○政府委員（床次竹二郎君）　御答します、左樣でございます。

○議長（大岡育造君）　右二案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　日程第一及第三を一括して、委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ動議の如く決しました、日程第五、農工銀行補助法中改正法律案の第一讀會を開きます――神野政府委員。

第五　農工銀行補助法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

農工銀行補助法中左ノ通改正ス

第五條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ配當金ハ之ヲ府縣ノ收入ニ繰入レ大藏省預金部ニ預入レ地方低利資金トシテ融通スルモノトス

第六條但書及第七條ヲ削ル

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔政府委員神野勝之助君登壇〕

○政府委員（神野勝之助君）　農工銀行の府縣の持株に對しまする配當金は、各府縣毎に見ますると至つて少額でありまして、之を府縣の自由の處分に委して置きまする場合には、其力が小さくして効果が至つて薄いと思ひます、それ故に之を大藏省預金部に預入れることに致しまして、集めて一團と致しまして、以て公共團體其他各種の產業上の組合に、低利資金として之を融通致しますれば、適當なる資金を適當なる場所へ向かしめて、其効果は至つて大きくなるだらうと考へます、さうして第七條の各府縣の持株を市町村に交付することを得ると云ふことは、此改正を致さうと云ふ趣旨と相容れざることになりますから第六條の第二項、並に第七條を削除致したいと云ふ改正案であります、何卒御協贊を願ひます

○內藤傳祿君　一寸御尋致しますが、此各府縣農工銀行の配當額を集めた總額は、どれだけになりますか、尙又其農工銀行の配當を集めたものを以て、產業組合の中央銀行と云ふやうなものを設立する政府に考案はありませぬか、右二點を御尋致します。

○議長（大岡育造君）　神野政府委員。

〔政府委員神野勝之助君登壇〕

○政府委員（神野勝之助君）　御答致します、農工銀行の府縣に對する配當は、約七十二萬圓位の見込であります、之を一府縣に平均致しますれば約一萬五千圓位、全國の市町村に平均致しますれば、一年に六十圓位のものになります、それから第二の御尋の產業組合中央銀行を設けると云ふ案は無いかと云ふ御尋でありますが、是等は色々講究は致したことはございますが、唯今の所では、之を直ちに設けやうと云ふまでには考は持つて居りませぬ。

○議長（大岡育造君）　委員選擧を議題と致します。

第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　本案は天春文衞君外十七名提出、農工銀行法中改正法律案外一件の委員に、倂せて付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ動議の如く決しました。

○岩崎勳君、議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち玆に執達吏規則中改正法律案、及執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案の第一讀會の續を開き、一括して委員長の報告を求め且つ審議を進められんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　日程變更の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て日程は變更せられました、右の二案を議題に付します――委員長則元由庸君。

執達吏規則中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）（確定議）

執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）（確定議）

〔則元由庸君登壇〕

〔拍手起る〕

○則元由庸君　執達吏規則中改正法律案、並に執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案の委員會に於ける經過並に結果を、極めて簡單に御報告致したう存じます、第一の執達吏規則中改正法律案は、此規則中の第十九條に、執達吏の收入金額一箇年百八十圓に滿たざるときには百八十圓まで政府に於て補給すると云ふ規則でありますが、其改正の理由として政府の說明する所に依りますれば、此執達吏規則の出來ましたのが明治二十三年でございまして、今日の經濟上より鑑みて見ますれば百八十圓までの補給では、執達吏の事務を執るのに甚だ困難であるから、此增給額の程度を四百五十圓までに增額すると云ふ改正の理由になつて居ります、第二の執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案の改正の趣意とする所は、是も現時の經濟上の現狀に鑑みて、當分の間勅令の定むる所に依て、百分の五十だけの增額をすると云ふのが、此改正案の趣意になつて居ります、第一の規則の改正に就ては、委員會に於て何等異議を唱へる人はありませぬでありましたが、此第二の方になりますと、段々委員中に意見を提出されまして、或は此執達吏の中で東京の執達吏の如きものは、一たび此職に就き、兩三年にして多額の財產を有するに至るやうな人がある、そこで或は東京其他特殊の都會に於ては、此增額を爲す必要はないではなからうかと云ふやうな意見を提出された方もあります、其他幾多の意見も出ましたが要するに此委員の意見として提出されましたのは、三箇になりま

してございます、而して此三候の意見は、委員殆ど全部の意嚮と致しまして、一の希望として此意見を述べられたのであります、其第一は東京及其他の裁判所の中で、執達吏の職務を執るに當りまして合同役場と云ふものを拵へてある、其所で此執達吏の數名及數十名が職務を執るに當つて一つ若は數箇の役場に之を併合する事になりますると、幾多の弊害が續出致しまして、訴訟人及此訴訟に關係を有して居りまする國民が、非常に迷惑を受くる事もあるからして、何とか是は改善の途はなからうかと云ふのが即ち其第一の希望でありますそれから第二の希望と致しましては、東京の執達吏の收入は獨に申上げましたやうに、聞く所に依れば、甚だ多額の金額に上るやうにもなつて居るからして、他の裁判所の執達吏と同一に之を取扱ふと云ふのは、其當を得ぬものであらう、そこで政府は此本案を執行さるゝに當りましては、宜しく各地の事情を深く精査致しましてさうして百分の五十以内で、十分に考慮を費し、愼重に取捨按排せられんことを希望すると云ふのであります、それから第三は此執達吏の職務を執るに當つて、從來屢々國民に不平を陳ぶる者もある、及怨嗟の聲を聞くに至るのである、是は甚だ迷惑千萬であるが、要するに是は此制度の不備な點もあるであらう及執達吏の職務を執る其方法の上に於ても、多少の缺陷を生じて居るのではあるまいか、之に對しましては、政府も十分に考慮を費して、何か此點に就て改善を施されんことを希望すると云ふのであります、此三箇の希望に對しまして、政府は第一の方に就きましては、全然委員の希望とする所の理由に賛同を表せられたのではありませぬ、即ち從來執達吏の職務を執るに當りまして、一人一箇の役場を設けてあつたのでありまするが、それに就て種々弊害を生ずるから此規則を置きました、後に此合同役場と云ふものを設けて、此の合同役場を設けて後は、却て一箇々々に職務を執つて居つた時よりも、其の弊害を少くしたのであるから、今日此の合同役場を設けた爲めに、多大の弊害があると云ふことは認めぬ、併ながら大分近年國民の怨嗟の聲があると云ふことを耳にし、又委員會の希望もあることであるから、政府は此の東京の執達吏役場を三箇に分立せしめて——之を三つに分ちまして、而して其の實行の期は、此法律實施の際、及びそれより餘り遲からぬ時期に於て實行するやうに致すであらう、それから第二の手數料の率の問題に付きましては、各地方裁判所の所長をして十分に取調をせしめ、之を司法省に持出させて、司法大臣が十分に調査をして、而して其率を定めると云ふことに致し、さうして其調査の如きものは、愼重に愼重を加へて、委員會の希望に適ふやうに、十分の考慮を費すであらうと云ふ答辯であります、それから第三に付きましては、委員の希望に同感である、何とか考慮を費して、此國民怨嗟の聲を緩うするやうにするであらうと云ふ答辯であります、委員會は此政府の言明に信用致しまして之に滿足を表しまして、全會一致を以て第一、第二案共に、政府案提出の通りに可決確定するに至つたのであります、此段御報告に及びます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君 兩案を一括し、讀會の順序を省略して委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ讀會の順序を省略して、兩案共可決確定したることを宣告致します、日程第七、家畜市場法中改正法律案第一讀會を開きます、提出者高橋嘉太郎君。

第七 家畜市場法中改正法律案(齋藤珪次君外十三名提出) 第一讀會

家畜市場法中左ノ通改正ス

第一條「牛馬羊豚」ヲ「牛羊豚」ニ改ム

〔高橋嘉太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○高橋嘉太郎君 家畜市場法中改正法律案、極く簡單でございますから簡單に説明を致します、家畜市場法の第一條に「本法ニ於テ家畜ト稱スルハ牛馬羊豚ヲ謂フ」とあるのであります、其中から馬を除いて之を「牛羊豚」と改むる、斯う云ふ趣旨でございます、極く文字は簡單でございますけれども、馬を除くと云ふに付ては、除くだけの理由もございます、併し其理由に就て長く申しますれば時間も費しますから、大體のみ申上げますが、産馬地方に於ては、既に産馬組合法に依て設置してある所の市場もございます、二歳驪駒市場と申しますか、又養馬地に於てはそれ〲從來の慣行もあり、事情もあるのであるから、其等の點を十分申しますれば、徒らに時間を費すの虞がありますから、どうも御採用になつて委員付託になることゝ信じますから、其等の詳細の事は委員會に譲る方が便利なりと信じます、宜しく御賛成を願ひます。

○荒川五郎君 議長。

○岩崎勳君 議長。

○議長(大岡育造君) 荒川五郎君。

○荒川五郎君 一つ質問がございます、此家畜市場法は、唯今提出者の述べられました通りに、牛馬羊豚を支配するのであります、然るに此中で馬だけを除かうと云ふのでありますけれども、提出者は馬の産地の御方と心得ます(「其通り」と呼ぶ者あり)我が全國の農業は、馬を多く産する處は馬を農業に用ゐます、牛の多い處は牛を農業に用ゐます、牛耕、馬耕、全國は凡そ其地方で區分して居ります、然るに馬の産地では馬を農業用に使ひまして、農家總てが馬を持つて居りますから、隨て此一人一個の農者が、賣買其他に家畜市場法の支配を受けるのは迷惑だと言はれますが、それと同じやうに、牛を主に農業に使うて居る處は、等しく馬と同じ事である、中國地方は決して馬を農家は用ゐませぬ、まるで牛耕である、其牛耕地方も此案の精神と同じ事である、若しさうなりまして馬を除き牛を除くと云ふことになつたならば、此家畜市場法は全く骨拔のものになつてしまうのであります、豚羊だけでは、實際此法律は役に立たぬことになるのであります、豚の如きは千葉縣地方にありますけれども、全國から見れば甚だ僅かなものである、羊は政府が奬勵せられて居りますけれども、羊は極く軟かいものであります、我日本の草は茅の質を含んで居る、極く日本の一般の草は粗いのであります、此粗い草は軟かい羊には適せぬと云ふ説があります、隨て羊なるものは、政府は多大な事をして保護奬勵をして居りますけれども、前途甚だ覺束ないと云ふことがあるのであります、さう云ふやうな譯であるから、羊も豚も殆ど微々たるものである、其微々たるものだけの家畜市場法だけでは、此法律は全く骨拔になつてしまうのでありますが、提案者は全國一般の目から見て、牛耕と馬耕とどちらが多いとせられて、此馬だけを除くと云ふのでありますか、本員の見る所に依れば、日本半分から西の方では總て牛耕であると思ふのです、隨て全國農業者は、馬耕よりも牛耕が多いと思ふのであります、此法律の精神に依れば、更に牛をも此家畜市場法から除いて宜いと云ふ意味になりはしないかと思ふのであります、大體御尋致します。

○高橋嘉太郎君 御答致します、牛は除くと云ふのではないのであります、此改正案の通りに、馬だけを除くと斯う云ふことであります。

〔「うまい〲」と呼ぶ者あり拍手起る〕

○岩崎勳君 本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議が無ければ、本案は議長指名、九名の委員に付託する事に決しました——日程第八及第九は、同一委員に付託せられたる議案なるに依り、一括議題と爲すに御異議ありませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ、第八第九を一括して、委員長の報告を求めます——武藤金吉君

第八 煙草專賣法中改正法律案(小林源藏君外十六名提出) 第一讀會の續(委員長報告)(確定議)

第九 織物消費税法中改正法律案(小林源藏君外十六名提出) 第一讀會の續(委員長報告)(確定議)

〔武藤金吉君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○武藤金吉君 唯今議題に供されました煙草專賣法中改正法律案、織物消費税法中改正法律案、此二案に就きまして、昨日委員會は委員長理事の互選を行ひ、直ちに審議を終了致しました、其成績を御報告致します、此煙草專賣法中の改正の要旨は、第二十條の二を改正致しまして、煙草耕作組合、之に組合の實費を補償する目的を以て奬勵の意味を以て交付金を致す法案であります、其方法に付きましては、政府は命令を以て適當の方法を以て、段別割、人頭割、若くは箇所割等を能く研究を致しまして、交付すると云ふことであります、其金額は十二萬七千圓でありまして、何れ追加豫算を以て要求せらるゝと

云ふことであります、此織物消費税の方の改正は、織物消費税法中の二十二條を改正を致しまして、織物同業組合に、此織物税を徴集する手數料として交付すると云ふ案であります、是は從來に於きまして組合が此徴税の方法を手傳つて居る、其費用に當嵌るだけのものを交付すると云ふ案でありまして、即ち織物賣上高の千分の一、織物消費税額の百分の一に當るものを、組合の出來て居るものに交付する、而して此金額は十五萬八千餘圓に當るのであります、勿論織物消費税は大正八年度の豫算に依て見まする、と、二千萬圓以上を計上してありますが、組合の出來て居らぬ所がありますから、其組合の出來て居らぬ所は約三割を控除致しますから、此十五萬八千圓と云ふものが出るのであります、是は多年の懸案でありまして、本案提出に付ても、各派異議なく大多數を以て提出になりまして、委員會は政府の意見を確めました所、二案とも政府は同意を表せられまして、委員會は滿場一致を以て可決を致しました、何卒全會一致を以て御賛成あらんことを希望致します

○岩崎勳君　日程第八及第九の兩案を一括し、讀會の順序を省略して委員長報告通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議がありませぬか。

［「異議なし」と呼ふ者あり］

○議長（大岡育造君）　御異議なければ、二案とも讀會の順序を省略して、可決確定したることを宣告致します——日程第十、朝鮮神社に素戔嗚男尊奉祀に關する建議案を議題と致します、提出者高木益太郎君

第十　朝鮮神社に素戔嗚男尊奉祀に關する建議案（高木益太郎君外一名提出）

朝鮮神社に素戔嗚尊奉祀に關する建議

朝鮮神社に我が素戔嗚尊を奉祀すへし

右建議す

［高木益太郎君登壇］

○高木益太郎君　玆に謹で明治大帝の御產土神であらせられ、我國海外發展の積極的の神と尊ばれ、文武の神、航海の神殖林の神と尊崇をせられ、忝なくも　天皇陛下は四方拜の時には、御姉君の天照皇太神宮に續いて御拜あらせらるゝものは、即ち素戔嗚男尊であります、此素戔嗚男尊奉祀に關する建議案に付きましては、此案を提出致しまする前に、先年新聞紙上で今回朝鮮に朝鮮神社を御設になることが現れましたからして、或は宮内省の計畫ではないか、斯う云ふ考を持ちまして宮内大臣波多野敬直君に書面を以ちまして、朝鮮に朝鮮神社を御設になる以上は、是非とも建速素戔嗚男尊を第一に御祀をしなければならぬ筈であると、斯う云ふ願書をば出しました、所が宮内大臣は、貴樣の請願の趣意は尤至極である、併ながら此朝鮮神社の設置は政府のする仕事であるから、宮内省は與り知らぬのであるから、朝鮮總督府の方へ申出て然るべきものであると、斯う云ふ返事が參りました、其後暫く致しますと、先頃の議會に朝鮮神社設置の豫算案と云ふものが、諸君の御手許に配付せられたのであります、そこで神社を御設になる以上は吾々は此同化政策の上に付て、最も精神的に最も歷史的に、是非とも素戔嗚男尊を奉祀すべきものであると確信して居るのでありまして、朝鮮總督府の意嚮如何と云ふことを質問致しました、然るに朝鮮總督府に於きましては、山縣伊三郎君が、未だ此神社の御神體に付ては、何等朝廷から仰出されたことは無いのである、斯う云ふ御答でありまするから乃ち爰に朝鮮神社に素戔嗚男尊奉祀に關する建議案を提出致しまして諸君から眞に精神的滿場一致の御賛成を仰ぎたいのであります（拍手起る）大體此山縣さんには、私の意思が未だ徹底しないのでありますからして、此建議案提出の理由を謹んで此處で述べまする日韓合邦以來、內地民族と朝鮮民族とは彼我の區別を徹底しまして同胞の交際漸く親密を加へまして畏くも我が皇室に於かせられましては、梨本宮方子女王殿下と、王世子李垠殿下との婚約を御聽許に相成りまして、將に御慶事を擧げさせられんとするに方りまして、洵に不幸にも李太王殿下には薨去遊ばされ、朝鮮八道の人民は更なり、我が七千萬の同胞擧げて哀誠の意を表し、帝國議會に於ても、李太王殿下の御國葬費を協賛し奉り、上下倶に渾然一家の輯睦を示して居るにも拘らず、奈何せん中古以還の迷霧未た全く鮮民の或る一部の心頭を去らざるものがありまして、往々にして思想の隔絕を來し、天道教主孫秉凞なる者の騷擾事件等の爆發がありました爲に國家進展上の一大障礙を招くの虞あるを免れすと云ふことは、甚だ遺憾千萬の事であります、是は畢竟皆な內地民族と朝鮮民族とが先天的血族の正傍にして、遠く其根本に遡れば、齊しく同祖同宗より生じ來れる、一河の分流たるを知らざるの過に座するものであると確信致します、政府は宜しく鮮民に向つて、大和民族たる根本的思想の諒解を與へ、眞個に一心同體の融合を圖り、左提右携、以て報本反始の實績を擧ぐるに努めなければならぬ次第であると信じます（拍手起る）

［此時私語する者多し］

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○高木益太郎君　惟ふに日韓合併は、大和民族有史以來の宿契にして、之を國史に稽へ、之を事實に徵して、內鮮一家の證左は歷々として爭ふべからざる事であります、而も地理が多少隔絕して居るが爲めに——或る地理學者は昔し連續して居つたと云ふ說もありますが、兎に角現在に於ては、地理が多少隔絕して居るが爲めに、久しく兩者邂逅の期を妨げましたが、時運際會して、今や全く同胞握手の大理想を實現しました以上は、內は相鬩ぐの嫌を避け、外は侮を禦ぐの實を擧げて、相互思想の統一を圖り、眞に帝國民たるの心性を鑄冶し、朝鮮一千六百萬の民衆に對して、日本旨義、特に日鮮同根的概念を與へ、以て將來不拔の基礎を樹てるのは、誠に刻下吃緊の事であると信じます、之を爲すに付きましては明治大帝の御詔勅中に、皇祖皇宗の遺訓に遵ひと云ふことを仰せられて居りますが、唯々表面此勅語を奉讀をし、若くは忠孝——忠孝と言つただけでは十分に徹底せぬのであります、之にはどうしても開國以來の歷史を頭に刻み込むと云ふことが、最も必要であらうと考へます、吾々が小學校に在りました時に、或は仁德天皇の、民は國の本である、民の竈は賑ひにけりと云ふ御言葉、若くは醍醐天皇の寒夜に御衣を脫し給ひて、民の疾苦に叡慮を惱せられたと云ふ御話、或は又楠氏歷代の忠節、兒島高德の奮闘の有樣を顧みますると、其日本外史を讀んで居る間に、淚がぼろ／＼零れた、是は啻に私ばかりではない、諸君も尙ほ一層感激せられた事であらうと考へます、それ故唯に忠孝を盡せとか、勅語を奉讀するとか云ふことは、固より難有いものには相違ありませぬが、明治大帝の御言葉に、皇祖皇宗の遺訓を紹述すると仰せられたのは何であるかと云へば、開國以來の歷史と云ふものを日本民族の頭に入れる、さうしてどの位皇祖皇宗が御盡しになつた、即ち萬世一系連綿たる御皇威が益々增して、我日本帝國の赫赫たる光揮を放つと云ふことに、どの位御苦心遊ばされたかと云ふことは、數千年の歷史に就いて明確の事で、如何に我國民が數千年來の恩を蒙る皇室に對し奉り、忠義を盡さなければならぬかと云ふことが、自然に頭を刻込むことは論を俟たぬ事柄であると信じます、是れは內地人たると朝鮮人たるとに依つて異る所は無いと信じます、それでありますから之れを爲すには、先づ朝鮮人の同化政策としては、鮮民崇敬の標的を定めて、之れに依つて人心の嚮ふ所を歸一せしむるに若くは無いと考へます、而して朝鮮開國の起源に際しまして、肇めて彼國に君臨し、檀君と崇稱せられ給ひましたのは誰方樣であるかと云へば、即ち我が建速素戔嗚男尊にして、素戔嗚男尊は五十猛其他七王子を伴ひ、朝鮮に御渡航遊ばされて、今の江原道春川府の道廳に在る曾尸茂梨の地を根據とし、又平安道に在る妙香山の跡に今日も御寺が遺つて居りますが、其處に御在で遊ばされて、朝鮮開發の爲めに日夜其御經營を怠り給はず、櫛風沐雨多年御盡瘁の間に於て、瘴煙蠻霧の爲めに民生の疫癘に惱まさるゝを惘ませ給ひ、御自身疫癘除の守護神と云ふことを誓はせ給ふた、之に依て其後桓武帝の二十八年に出來た京都の八阪神社と云ふのは何樣であるかと云へば、京都に非常な「サンコロリ」が流行した時に、祇園神社とて御祀り申して、播磨國廣峯神社から御移し申した、是は明治大帝の產土神である、先般　今上帝御大禮の時に官幣大社に御昇格になつたことは、諸君の能く御承知の事である、播磨國廣峯神社と云ふのはどう云ふ神であるかと云ふと、唐に行つた大使吉備眞備が、素戔嗚男尊の勳功の偉大なることを感じて、姫路から上陸して播磨の廣峯山の麓で夢を見て、素戔嗚男尊を御祀り申上げたのだ即ち廣峯神社である、斯の如く朝鮮の人民の爲めに、朝鮮開發の根據を造らせ給ふたのは檀君即ち素戔嗚男尊で、其居られた所の曾尸茂梨の地、若くは妙高山を一度拜したる者は疑ない次第であります、慶尚道、江原道の人民は最も多く參詣をすると云ふことは、天下公知の事實であります、夫故に內地と朝鮮との聯合の行動は此に端緒を開いたものと斷定することが出來るのであります、即ち朝鮮人にして開國の檀君即ち我素戔嗚男尊と云ふことを知れば同祖同宗の信念を開拓して、其障壁を撤廢することが出來ます、斯うして國民性の淵源に遡つて祖先崇拜の思想を涵養することは、今日最も必要なる時期

であると存じます、斯る趣意で御手許に配付してございます通り、熱田神宮宮司角田忠行氏の調査に係る「韓國開闢」に關する古事記、及神代記を根據にしたる說、並に文學博士原秀四郎氏の調査に係る日本書紀に基く說、及文科大學教授星野恒氏の說、文學博士井上頼圀氏の素盞男尊と朝鮮と題する說、森潤三郎氏の調査に係る朝鮮年表、並に朝鮮史關文庫の一節、日本書紀、謠曲拾葉抄花筐、藻鹽草、閑田耕筆、古事記傳、それから出雲大社宮司千家尊統氏の大國主祖神傳說、次に熊野大社由緒書、是は熊野權現は朝鮮の熊川の熊を取つて、熊野權現と尊稱し奉つたのでありまして、即ち朝鮮忠淸道公州にあるのであります、それから朝鮮の木を持つて來て紀伊國に植えて、木の國即ち紀伊國となつた、故に檀君と申上げる木を取つて檀と云ふのです、是は八王子の一柱で、五十猛尊と云ふ伊達家の御先祖でありますが、紀伊國名草郡即ち高日川の上流に於て、先達官幣大社に昇格遊ばされたる伊太祁曾神社と申上げるのでありますが、是が神樣が父の素盞男尊の仰せに依て、紀州へ朝鮮から御歸り遊ばして名草郡に御著になつて伊太祁曾神社が出來た、此外紀州に有名なる熊野大社、熊野權現と御祀り申した神社もある熊野權現は何から出たかと云ふことは、歷史に於て明白な事である、それから八王子の中で最も勳功の著しいのは多岐都姬命、市杵島姬命、多紀理姬命、是は安藝國嚴島神社、肥前國田島神社筑前國宗像神社である、傳教弘法兩大師以來、兩部神道では竹生島の辨天、江之島の辨天、安藝の宮島の辨天と尊稱し奉る本尊と同一である、水に關係あり海に關係ある所で、大抵御祀りする辨天は何樣であるかと云へば、素盞男尊の八王子の內、三柱の女神であらせられる、此女神即ち開運辨天の御誓は、海原に向つて大に發展せしむると云ふのであつて、之を尊崇して如何なる處と雖も日本國中津々浦々に至るまで御祀してある、又宇佐八幡の第二殿は邊津宮、中津宮、海津宮と云ふ即ち辨天でありますが、內地と朝鮮との平和を守護すると云ふ御誓になつて居る、成程御內殿の中には應神天皇仲哀天皇を御祀り申してありますが、是は神功皇后が三韓征伐を爲すつて後に、彼の地に鎭守府將軍を置いて御歸りになつて、其御歸りの途十二月十四日に御安產遊ばされたのが應神天皇である、それから宇佐八幡に御祀し申したのであるが、それは後の事で、其前に祀つてあるのは素嗚男の八王子の中の三柱の御神を祀つてあると云ふことは、歷史にも明白な事實である、斯る國史の上に於て明確であり、又唯今項目だけを申上げました出雲大社、其他の調査書類に依つても明白なる次第でありますのに、肝腎なる朝鮮總督府と云ふものは朝鮮は何人の御蔭に依つて今日開發が出來たか、さう云ふことを閑却して居ると云ふことは如何にも情けない次第であると存ずるのであります、そこで此第四十議會の初に朝鮮神宮の豫算が出ました時に、吉植君が主査でありまして、さうして政府委員山縣伊三郎君、鈴木穆君とに御尋した所が、何等確かりした御答がない、成程斯う云ふ人物が朝鮮にあつて其本を忘れて末に趨つては、立派の政治が出來るものでない、矢張政治家のやる仕事は形ばかりではいけない、眞に歷史を尊重して、國民性に入つて、十分に彼と我との諒解があつて、初めて朝鮮の同化政策が成功する次第であるのに、自分が朝鮮の統治に關係して居り、樞要なる地位に在つて、朝鮮の歷史を輕んじて居ると云ふやうな事では、甚だ私は歎はしい事であると存じます此第四分科の豫算委員會に於て、大に山縣さん鈴木さんと論議をしたのである我々は小學校に居る時から、素盞男尊が朝鮮へ御出遊ばして御苦勞なすつたと云ふことは、我々の頭に深く刻込まれて居る、又何人も知らぬ人は無いのである、然るに朝鮮統治の局に當る當局者がさう云ふ事では、朝鮮の前途は甚だ憂慮に堪へぬ、それであるから吉植君も是は神樣に關する問題でなくして、他の同化政策の問題で段々と論議を盡された時に、政府委員の說明が要領を得ないので、其出席停止をしやうと云ふまでに、警告的要求があつたと云ふことは、諸君も速記錄に依て御分りになつて居ることと思ひます、私は山縣さん御前さんは何處に居つたか、昔は愛知縣に書記官をされたではないか、御父さんの御蔭でなつたかも知らぬが……愛知縣の熱田の神宮は何樣を本體にして居るか、倭姬から受けた草薙劔を奉じて、さうして東夷征伐の爲めに日本武尊は何であるか、此八岐大蛇から取つた所の草薙の劔を以て御本體として居る、愛知縣に書記官として居つて知らぬ譯がない、君が東京府の書記官であつたが、東京府の一ノ宮氷川神社は簸の川上の稱號に基いたもので、即ち日本武尊が東夷征伐をしてさうして、大宮へ行つて彼處へ素盞男尊の御遺德を尊崇する爲めに氷川神社が建つた、關東で武藏と云ふ名前はそれから起つたのである、其名前は何かと云ふと、素盞男尊の御勳を日本武尊が尊んで居られる、又神功皇后が三韓征伐をして凱陣の時に、須磨明石の邊から御上陸になつて、其第一に崇んだのは何樣かと云ふと素盞男命で、相生の松があるので有名の縣社高砂神社である此神社は神功皇后が立つたのではないか、斯の如く國史上明白な神樣に向つて、是から研究をしやうと云ふのは何事であるか、斯う云ふ工合で餘程論爭を致した所が、委員中さう云ふ心懸であると、必ず天罰立所に到る（笑聲起る）と云ふことが委員會の筆記に載つて居ります、果して如何でありませう、まだ其問答をしてから數箇月經たぬのでありますが、如何なる方面に如何なる事が起つたか、識者の判斷に任せます、畢竟同化と云ふ精神問題を閑却して居るからである、其根本に誠意が無いから斯う云ふやうなことになる、私は牧山耕藏君や其他の諸君からして、第三分科の豫算委員會に於て、頗る適切なる朝鮮同化政策に就ての御問がありましたけれども、彼等は赤心からやらうと云ふ考を持つて居らぬから、何時も上の空である、私は實に國家のため慨嘆に堪へぬのであります、どうか本案は洵に一點疑の無い日本國史に基くものである、尤も山縣さんが言ふのに、日本書紀の中に素盞男尊が永く朝鮮に御出がなかつたと云ふことが書いてある、であるから君がさう言つてもいかぬと云ふことを言はれた、私は言ふた、日本書紀や古事記は何時拵へたのであるか、古事記にしろ、日本書紀にしろ奈良朝時代に拵へたのではないか、稗田安禮等に向つて編纂をさせたので、奈良朝時代はもう佛教が百濟から來て、蘇我氏や物部氏が互に戰つて、或は牛を喰ふ者は穢多にするとか云ふ佛敎全盛時代である今日吾々が帝國議會の此演壇で論をしたことでも或反對黨の新聞記者はどう云ふことを書くかと言ふと、右と言つたことを左に書いてある、今日でさへさうではないか、官報の速記錄に出ることでも或る新聞に依ると、右に論じたことを左に書いてある、況や神代の幽遠な事である、それが何千年經つた後の奈良朝になつて、佛教全盛時代に出來た日本書紀の中にどう云ふことが書いてあつた所が、そんな事を以て赫々たる尊の御事歷を抹殺するとは畏入つた譯である、山縣君にしてもさうぢやないか、朝鮮に居つて時々自分の住居である所の富士見町の本邸へ歸つて來るではないか、朝鮮人天の日第五世の孫たる神功皇后にしても、御歸りになつたに相違ないのであるから、其御偉蹟を永く念ふべきであつて、御歸りになつたことは關係ない、素盞男尊は御承知の通り御母伊弉冊の尊に非常な御孝行で在せられたのであります、又出雲の簸の川上に御歸りになつた、出雲の簸の川上には稻田姬と云ふ奧樣、大國主と云ふ御子供衆も御在でになつたのである、必ず朝鮮で御歿りにならなければ、朝鮮神社に奉祀せぬと云ふさう云ふ理窟はないではないか、と言ふたら山縣君は何れ調べて見ると云ふから、乃木大將が命じて御作りになつた日本合併の裏面と云ふ本には、支那の書物の上から朝鮮は決して併合ではない、日本の昔からの領土であつた、之を唯復舊したのである、斯う云ふ本を御讀みなさいと言つた所が、山縣さんは手帳を出し、初めてそんな話を聽いたやうな顏をして、吾々の說を聽いたのであります、成程斯う云ふやうな人許り揃つて居ると、朝鮮で暴動を起すのは暴動を起す人間も惡いけれども、又此上に居る役人も、大に私は心を變へなければならぬ、場合に依ると其全部即ち、あゝ云ふ人間を追拂はなければならぬかと云ふ感じを持つのである、所で本建議は洵に精神的、根本的に出て居る案でありますから、何卒諸君は滿場一致を以て御可決あらんことを懇願する次第であります（拍手起る）

○岩崎勳君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎勳君。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ岩崎君動議の如く決しました――日程第十一、山口縣德山港を特別輸出入港となすの建議案を議題と致します、提出者渡邊祐策君。

第十一　山口縣德山港を特別輸出入港と爲すの建議案（渡邊祐策君提出）

山口縣德山港を特別輸出入港と爲すの建議

政府は速に山口縣德山港を特別輸出入港に指定し之に關する豫算を編成して帝國議會へ提出せられ

むことを望む

右建議す

〔渡邊祐策君登壇〕

〔拍手起る〕

○渡邊祐策君　今日程に上りました所の德山港を特別の輸出入港にする必要を述べるに當つて、此德山港の位置形勢を申せば、德山港は山口縣の都濃郡德山町の沿岸であります、陸地即ち北の方は連峯並出してあつて、北風を能く防いで居るのであります、而して西北の方は仙島、黑髮島、大津島等の諸島が相連つてあつて、西北の風若くは西の風を防いで居るのである、而して東南の方は大島半島に圍繞せられて居るのである、而して東南の風を此島に依つて防いで居るのである、港内は餘程廣く、其廣さは三「コンマ」四平方里あるのであります、而して其深さは干潮時に於て五尋以上の深さの處にても、尙ほ二「コンマ」六平方里は廣さがあるのであります、而して其七尋以上の廣さと言つても、尙一平方里の幅を有して居る、最も深い處は十八尋より二十尋に至つて居るのである、而して其灣口に二十尋以上あるのであつて、其幅も十四町餘あつて實に天然の良港であるのであります、其天然の良港たるを實證するには大正六年の秋に於て、我が海軍の三艦隊が聯合運動を爲す當時に當つて、其港内に戰鬪艦が十六隻、驅逐艦が十八隻、潜航艇、水雷艇等以上港内に七十八隻の軍艦を按排せられ、尙ほ其外に數十隻の戰鬪艦を包容し得るだけの餘力を示したことに見ても、明かに良港なることが察せらるのである、而して六年中に軍艦が此港内へ入つたことが百五十六である、又煉炭所に關係して港内に入つた汽船、西洋型帆船を通じて六百五十六隻のものが入つて居る、入港數も、之と同様の隻數がある、入つたのはそれだけありますから、出港した隻數もそれだけであります、其外に此德山港に物資を輸出入する所の商船が三百六十六隻入つて居るのであります、此船の總噸數は四十五萬八千百七十八噸である、而して此陸揚の貨物は三十三萬百五十九噸であります、而して陸から積出した噸數は三十五萬四百九十九噸、所謂貨物の輸出入の總高は六十八萬六百五十八噸でありまず、而して此總體の金額は千四百七十三萬千三百六十二圓、而して此本港より主もに輸出する所の物は所謂煉炭、石材、杭木等が主なるもので、其仕向地は支那、朝鮮、靑島方面に主もに仕向けて居るのである、輸入せらるゝ主なる物は無煙炭、鉛鑛鐵鑛石灰斯かる物が這入つて來る、此位地は英國、米國近くに靑島鎭南浦等の如き方から主もに入つて來るのである、斯から德山港は陸の通信に於て交通に於て、海の便利良好たるを以て、曩に此德山港の沿岸をトして海軍の煉炭所を置かれて以來、爾來亞鉛の製煉所曹達灰の工場、或は煉瓦工場、製鋼所等が種種大規模の計畫を以て、此沿岸に設立せられて居る殆ど此沿岸に於ては剩す所の無い程に計畫せられて居るのである、尙ほ諸種の事業が計畫せられつゝあるのであります、此上德山港――德山町も近來人口を數萬以上を有し、日に月に繁榮を極めてあるのである、此德山港に對して物價の集散は近來著しく膨脹したのであります、此場合に當つて德山港を開港をし、以上述べたる所の諸工業に對する原料諸材料又は之れに生產する所の生產品、若くは地方より受くる所の總ての產業をして、輸出入上に尙ほ一層の便益を與へて貿易を助長すると云ふことは、國家が當然の施設である、殊に又最も急務を要するものと信じて疑はぬのであります、故に此德山を開港するに付ては、作年請願が出まして本議場に於ても滿場一致を以て採擇になつて居る、貴族院に於ても是なりとして之を採擇せられてあるのである、何卒滿場の諸君に於て、本建議に對し贊成あらんことを熱望して止まぬ次第であります。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ本案は議長指名九名の委員に付託することに決しました、日程第十二、圓山川改修に關する建議案を議題と致します、提出者齋藤珪次君。

第十二　圓山川改修に關する建議案（齋藤珪次君外一名提出）

圓山川改修に關する建議

圓山川は第二期政府直轄の河川に屬すと雖其の水害年を追ふて甚しく沿岸の困難實に名狀すへからさるものあり政府は速に之か改修に著手せられむことを望む

右建議す

〔齋藤珪次君登壇〕

〔拍手起る〕

○齋藤珪次君　本建議案提出の理由を說明致します圓山川は御承知の通り、兵庫縣但馬國の出石、城崎兩郡の沿岸其田畑三千五百町歩と稱するものを浸害する所の河川であります、其水害は歳を逐うて大になるのであります、況や昨年九月十四日に於ける彼の山陰方面の大降雨、大洪水の結果と致しまして、此河川の沿岸に於ける山岳は潰崩し、爲めに土砂の非常な流出を致しましたから一層河川の埋沒を致しさうして此浸害や大なるものと信ずる、丁度私も山陰道の此水害視察として、實地を見ました、如何にも積年の慘害の積つて居る、又昨年に於ける此大災害の爲めに將來一層害の大なることが推察が出來るのであります、是は是非共速に改修の必要があると認めるのであります、既に御承知の通り現行の治水政策が、四十三年に於きまして確立致しました時に此圓山川は第二期川に屬して居るのであります、故に早晩是は致さなければならぬものとして國家は認めて居る、然るに唯今申上げました所の昨年の大水害の此埋沒は、一層甚だしく相成りましたる故に、政府は速に此改修に著手せらるゝ事が相當と存じまするが故に、本案を提出致しました次第でございます、どうか滿場諸君の御贊成を仰ぎます（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は木津川治水に關する建議案委員に、併せて付託せられんことを望みます、

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ本案は岩崎君動議の如く決しました、日程第十三、沖繩縣に於ける「マラリヤ」豫防撲滅に關する建議案を議題と致します、我如古樂一郎君。

第十三　沖繩縣に於ける「マラリヤ」豫防撲滅に關する建議案（我如古樂一郎君外四名提出）

沖繩縣に於ける「マラリヤ」豫防撲滅に關する建議

沖繩縣下八重山郡は農產物並水產物の產額夥多にして殊に石炭は沖繩縣唯一の產地たり然るに同郡内は一部分を除くの外殆と「マラリヤ」病毒彌漫熄む時なく爲に住民の健康を害し作業能率を妨くること甚しく事業の發展進歩を阻遏し國家の實を擧くる能はす故に政府は適當の施設を爲し速に之か豫防撲滅の方法を講せられむことを望む

右建議す

〔我如古樂一郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○我如古樂一郎君　諸君、沖繩縣に於ける「マラリヤ」病は既に明治十八、九年の頃、政府に於かれましても此慘害は格別であると云ふので、調査委員を置いて調査を致されたのであります、即ち明治十八九年に古河醫學士、それから三浦博士、それから沖繩縣の病院の醫員、それから近頃守屋醫學士、それぐ政府としても認められて調査を進められて今日に及んだのであります、何故さう云ふ風になりましたかと云ふと……

〔議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く〕

○我如古樂一郎君　此沖繩縣に於ける八重山と宮古とは實に人口が少ないのみならず、開發に見込のある土地でありますからであります、此八重山郡は十八の島を以て成立つて、沖繩縣のずつと南の端に位して居ります、其總面積が四十三方里で戸數が五千二百三十、人口が二萬六千九百四十八有りますのであります、產物と致しましては沖繩縣としては獨り八重山から石炭が出るのであります、それから米、雜穀、甘蔗それから砂糖、上布、材木、牛馬、水產として鰹節等が出るのであります、產額はまだ十分開發されて居ないのでありますから、今日としては先づ二百十餘萬圓位であります、蠶原平野が多く、土地が沃肥で未開墾地を調べて見ますると、七千六百九十九町歩、牧場としても五千六百六町歩ありますけれども、各離島の中僅かな部分を除くの外は總て此「マラリヤ」の有病地でございます、其病氣の爲めに部落が自然消滅した處が數箇處あるのであります、該島をして開拓致さうと致しますけれども、此病を恐れて移住しやうと云ふ者がないのは、今日に於て非常に遺憾として居る所であります、殊に西表島と云ふ所は（ヘ）石炭が隨分出る見込であります、それから尙ほ材木も澤山出るのでありますが、礦夫や樵夫の募集に應ずる者が少ない、縱令有つても此病を恐れて間もなく立去るやうな狀況であります、既に二三の事業家が隨分資本を卸して居られたけれ

ども、有望なる事業が失敗を招いたと云ふことは、全く此病の然らしむる所であります、それで十分に開墾を要する土地でありますからして、沖繩縣としても明治四十三年以來、大正二年まで縣費一萬七千六百餘圓を掛けて該病の豫防撲滅と、患者の治療に從事せしめたのでありますが、微かなる縣經濟の許さない所でありまして、中止するの已むを得なかつたのは、實に吾々共の遺憾とする所であります、思ふに此「マラリヤ」——瘴癘地をして健康地ならしめると云ふことは、一に衞生施設に俟たなければなりませぬ事は、世界各國植民地の狀況に依つて見ても明かなることでございます、而して近年又八重山島民は此「マラリヤ」の是非豫防撲滅をやらなければならぬと云ふ自覺心から出まして、昨年豫防期成會と云ふものを組織して、同會から縣へ豫防撲滅として相當の費用の寄附を申込んで居り現狀であります、而して今日の醫學上、此「マラリヤ」病の豫防撲滅を期せんと致しまするには、第一此病氣の媒介者たる「アノフエーレス」蚊であります、蚊族の發生地である池沼や原野を開拓し、樹木雜草を伐り拂つて、日光を能く射入せしむると云ふことが第一であります、第二には此病原蟲、即ち「プラスモジュウム」と云ふものゝ保有者若くは患者の血液を檢鏡して、一定の期間強制的治療を行ふのであります、それから第三の豫防法としては「キニーネ」の服用を致しまして、豫防の方法をすると云ふこと、それから蚊に喰はれない裝置であります、それから第五には衞生組合を組織して、衞生思想を向上せしむると云ふこと、是が今日の醫學上の方法になつて居ります、是等の方法を實行致しまするに付きましては前申上げました通りに、相當の費用が要るのでございますので、同樣の經濟の今日の有樣では、十分に其目的を達し得られないのであります(簡單々々)要するに此「マラリヤ」病の撲滅を致さうとするには、開墾事業と並び行つて行くのが、今日最も捷徑なる所であると存ずるのでありますから、政府に於かれましても十分に是が調査を致され、適切なる豫防撲滅の方法の實行を講ぜられて、此八重山島民並に開墾事業者をして、十分に其土地に安心して事業をやらしむると云ふことは、今日此八重山の開拓上並に「マラリヤ」病豫防法の要點だらうと思ふのであります、此建議の趣意は斯の如き次第でございますから、滿場諸君の御同情を以て、御協贊を與へられむことを深く希望致す次第であります(拍手)

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長(濱田國松君)　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議なければ岩崎君動議の如くに決しました、質問第十四。

〔「質問にあらず日程なり」と呼ぶ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　質問は間違ひました、日程第十四、外客の招致及待遇に關する建議案、小西君

○小西和君　十五も一緒に說明したいと思ひます。

○副議長(濱田國松君)　十四が濟しますれば引續いて御發言になつても宜しい。

第十四　外客の招致及待遇に關する建議案

(小西和君提出)

外客の招致及待遇に關する建議

我か帝國風光の明媚なるは世界に冠絕すと謂ふも敢て過言に非さるへし而して往昔以來人工を以て建築美術其の他各般の施設を爲せるものも亦枚擧に暇あらす國內到る處名勝舊蹟遊覽地に富み外客をして感賞措く能はさらしむるもの豈偶然なりとせむや況や瀨戶內海と之に臨める近畿方面並富士山を中心とせる甲駿及豆相地方の如きは眞に本邦獨得景趣なるに於てをや今や歐洲の大戰亂も既に講和の時期に入れり國際間に於ける障壁の撤去せらるると共に列國相互民人の接觸愈頻繁且親密を加ふるを疑はす殊に帝國は世界の樂園として向後觀光外客の輻集を見るや必せり然るに現下外客の招致及待遇に就て殆と何等の施設を見さるに止らす更に其の方法の確立せるものなきは對外關係並對內事情の兩點より見て有形上又無形上寔に遺憾とする所なり依て政府は旅館、船車、道路其の他外客に對する各般の施設に就て速に適當の方法を確立し着々之か實行に努められむことを望む

右建議す

〔小西和君登壇〕

〔拍手起る〕

○小西和君　日程第十四の外客の招致及待遇に關する建議案の趣旨を申上げます、御承知の如く我國には、風光の極めて明媚な處が到る處に散點して居ります、又建築美術の側、其他各般の事物に亙りまして頗る立派な物が澤山にあるのでございます、從つて我國到る處として名所舊蹟、若くは遊覽地を見ざるなしと云ふ狀態でございまして、外國から參りまする人々は、之に對して觀賞措く能はざる狀態でございます、中にも瀨戶內海の方面及び其沿岸の楅區たる近畿の方面の如き、又は富士山を中心として甲州、駿河、相模、伊豆の方面の一區域、此瀨戶內海及び富士山の景色の如きは、實に世界に無類、我國獨特のものと申して宜しいのであります、偖て歐羅巴の戰爭は最早講和の時期に入りました、今後國際間の障壁が撤去せられましたならば、列國の人々との往來交通は益々頻繁を加へ其の親密の度は益々深きを致すに相違ございませぬ、而して我國は唯今申しました如き風光の明媚な所でありまするので、所謂世界の樂園たる名に背かないのでありまするが故に、今後觀光の外客が數多集つて參つて大に外國人を以て賑ひまする ことは疑ふの餘地はございませぬ、然るに現在我國に於きましては、外國の此等の御客人を招寄せまする こと、並に此等の人々を待遇致しまする點に於て、殆ど何等の設備もございませねば又何等の方法も立つて居ないのでございます、斯の如き狀態でございましては、對外關係に於て外國と親交を累ねると云ふ方面其他から見まして、甚だ遺憾とする次第でありまするし、又折角風光明媚な箇所が澤山ありまして世界の樂園と稱へらるゝに拘らず、之を利用致して外國の御客さんを呼ぶと云ふことを致しませぬのは、折角の寶物の持腐れと云ふ狀態でありまして、有形無形の兩方面から見まして洵に遺憾なことと思ひます、それ故に此外國の御客を招寄せること、及び之を待遇することに付きまして適當なる方法を立てまして、是が實行に努むるの必要があるから、之をやつて貰ひたいと云ふことが、此建議案の趣意であります、其方法の如きに至りましては、自然委員に御付託を願ひまして御審議を煩したいのでありますが、大體の希望を申上げますれば、先づ「ホテル」の完全を期し且つ其數を殖やすと云ふことであります、是は「ホテル」を建てまする場合には、之を政府より致して保護するとか、或は「ホテル」の建築を奬勵するとか、或は又鐵道院に於て適當な場所に「ホテル」を建てるとか、又船會社に於きましても例へば瀨戶內海の如き適當の島島、若くは海岸に「ホテル」を拵へるとか、又地方廳に於ても此等に付て相當の考慮を費す所がありたいと思ひます、第二に希望いたします事は、道路を改善致すことである、名所舊蹟の在りまする所の外國人の散步いたしまする場所に、自動車を通ずるやうに致しまするとか、或は散步を致すに都合の好い適當なる道を拵へると云ふことも必要であります、第三には案內者であります、即ち「ガイド」を改善を致し、且つ其數を殖やし、又其取締を嚴重に致し又「ガイド」の向上を圖ると云ふことが必要であらうと思ひます、第四に必要なることは船車即ち船なり汽車なりの問題であります、先づ船の側に於きましても、外國の船會社又は外國の汽車と互に聯絡を致し、又汽車も聯絡を取ることに致し、且つ特に遊覽を致しまする者に便宜を計るやうに致し、又遊覽するに都合の好いやうな時間割を作り、又之に對する適當な設備をすると云ふことが、必要であらうと思ひます、第五には國民に對して外國人を優遇すると云ふ氣風を吹込みたいのであります、我日本の國民は世界の一等國、又文明國にも似合ひませず、外國人に對しては頗る不體裁の事を演ずる場合が尠なからぬのであります、此等は公德心を養ひ、又其外の方法を以て此不體裁を無からしめ、更に進んで大に外國人を歡迎し優待し、親切にしてやると云ふことに國民の氣風を養ひたいと思ひます、第六には外國人の案內、招致即ち招寄せること、之に付て御承知の「ジヤパンツーリスト、ビューロー」が出來て相當に働いて居ります、併ながら單に是だけでは甚だ遺憾に思ひますから、政府に於て此「ツーリストビューロー」を指導し保護し、又益々其基礎を鞏固にして活動するやうにすることが必要であらうと思ひます、第七に政府の部內に適當なる機關を設置することが必要であらうと思ひます、現に佛蘭西の如き瑞西の如き、伊太利の如きに於きましては、觀光外客を招き、又之を待遇すべく政府の部內に相當の機關が出來て居ります、我國に於きましても斯の如き機關を拵へることが必要であると思ひますし、又場合に依りましては此等の事柄を處理する會を拵へることも宜いと思ひます、先づ大體斯樣に考へるのでありますが、此問題に付きまして宜しく御審議を願ひます

○副議長(濱田國松君)　此場合一寸議場に御諮りを

致しますが、日程第十四、第十五は提出者同一の議案なるに依り、一括議題となすために、引續き日程第十五の説明を求むることに御異議はありませぬか

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(濱田國松君) 御異議がなければ引續き提案者の説明を求めます――第十五、名勝舊跡其他の著しき事歴ある樹石並特殊の植物保存及利用に關する建議案、

第十五　名勝舊跡其の他の著しき事歴ある樹石並特殊の植物保存及利用に關する建議案(小西和君提出)

名勝舊跡其の他著しき事歴ある樹石並特殊の植物保存及利用に關する建議

我が帝國には自然の優秀、由緒の特殊又は人爲の周到なる爲名勝舊跡其の他著しき事歴ある樹石並特殊の植物類にして價値の頗る大なるもの極めて多し之か保存及利用の方法を誤らさるに於ては永久に亘りて内外人士の遊覽、觀光の目的物と爲り或は子弟の教育、社會の風教上に神益し且國光を宣揚し國富を增進するの一助と爲るや必せり人爲の國寶たる古社寺乃至古器物等に對しては既に其の保存法の制定實施せらるるものあるに拘らす人力を以て創成し能はさる天與の國寶に對して深く顧慮する所なく甚しきに至りては其の荒廢と滅亡に放任して省みさるものあるか如きは豈遺憾ならすとせむや近年是等天然物の所在地方に於ける個人、團體又は自治體等にして如上の事項に注意し其の保存及利用に努むるものなきに非すと雖素より之を以て缺陷なしと謂ふへからす加之天與の國寶に對して保存及利用の方法を講するは國家當然の責務なりと信す此の故に政府は須らく適當なる法規を制定して之を實施し依て以て名勝舊跡其の他著しき事歴ある樹石並特殊の植物を保存し及利用し且永久毀損するの虞なからしむるに努められむことを望む

右建議す

○小西和君　それでは引續いて日程第十五の名勝、舊跡其他著しき事歴ある樹石並特殊の植物保存及利用に關する建議案提出の理由を申上げます、我國には自然に風光の明媚なる所が澤山あるのでございます、又由緒の特殊なために保存をしなければならぬ又大切としなければならぬ所も澤山にあります、又天然物でございまするが、人爲の周到なる注意手段が加つて居りまする爲に、價値の大なるものも澤山にございます、又著しき事情歴史のある樹木若くは岩石も、其處此處に見受けるのであります、又我國は特殊の植物類にも乏しくないのでございます、それで私は我國で國寶としてございまするものは、是は人の力で拵へたものであつて人爲の國寶でございまするが、天地自然に我國に此等の價値の大なる物が存在致しまするとは、是は我國の天然の國寶であると申して宜いと思ふのであります、偖此天然の國寶を適當に保存を致し、又之を利用致して、永久に滅失することなからしむるやうに努めましたならば、内外人士の遊覽、觀光の目的物となりますことは勿論、或は子弟教育の良い材料となりまするし、或は社會風致の上から見ましても、洵に良い材料となりまするし、或は社會風致の上から見ましても洵に良いことでありまするし、即ち國の光を揚げると云ふ事になり、國の富を增す所の一助ともなるのでございます、所が我國には古社寺古器物を保存致しまする所の制度は、御承知の如く備つて居りまするが、此天然の國寶に對しまして、保存及利用の方法に付て、何等の途が立つて居ないのみならず、殆ど之に就て顧慮する者も無いと云ふ狀態であり、甚しきに至りましては、徒らに荒廢滅亡に委してあるのでございます、此の如きは洵に遺憾千萬な事であらうと思ひます、唯々近來個人、或は團體、若くは自治體に於きまして、是等の保存及利用に就て幾許かの方法が立ち、注意が拂はるゝやうになつて參りましたけれども、是位のことではまだ〳〵行屆いたとは申し兼ねるのでございます、のみならず是等の天然の國寶を保存する途を立て利用することを考へまするのは、是は國家と致しまして、當然盡さなければならぬ事柄であらうと信じます、それ故に此事柄に付て、政府に於て速に適當なる法規を制定して、是が實施を希望すると云ふが、本建議案の理由でございまする、此事柄に付きましては、私共本建議案を提出致しまして、數日經まして後に、貴族院に於て徳川賴倫侯より名所舊蹟其他植物保存に關する法律案が提出になつて居ります、私の此建議案の趣意も、徳川侯の貴族院に提出せられた所の趣意の實行が出來るやうにありたいのでございまして、其根本の考に於ては全く同一でございまする、それで御參考旁々特に或は御氣付にならないかと思ひまする此樹石、及植物の大切なものを一寸申上げまするが、植物の側に於て、木曾の御嶽に駒草がございまする是は殆ど我が日本に特有なる大切な高山植物になつて居りまするが、近來登山の氣風が流行致しまして而して此駒草が盛んに登山者に依つて蹂躪せられて今や將に絶滅に瀕して居るのであります、又北海道は特殊の植物に乏からぬのでございますが、近來拓地植民の進歩に伴ひまして、立派な植物が皆無慘々と滅失に歸しつゝあるのでございます、或は又纒まりました植物と致しまして、別段種類は良いものではないと致しましても舞子の濱の松、三保の松原の松是等は纒まつて適當の場所に生えて居りますが故に、價値がありまするし、又鎌倉の八幡宮にある公孫樹、或は唐崎の松の木、京都祇園の櫻の如き、是は多大な樹齢を經て適當な場所にありまする上に、立派に生育を致して、植物學上洵に麗はしい標本でございます點に於て、又觀光の目的物と致しましても是は洵に大切な物であります、是等も追々に被害を受けつゝある狀態でございます、是等のものは是非保存の方法を立てなければなりませぬ、又近年米國に於きましては、或は「エーロー、ストンパーク」の如きものを拵へ、或は「ナショナルパーク」の如きものを拵へまして、是等の天然記念物を保存する事に努めて居りますが、我國に於きましては、或は北海道の原始林の生えて居る場所、或は信州地方、或は四國の石槌山地方の如き所に於きましては、此原始林の儘即ち人の足跡の到らない儘、斧、鋸の災害の及ばない、即ち古代の儘で居りまする場所を、永久に保存する方法を立てまする事は極めて必要であつて、國家の天から與へられたる所の寶物を、永久に保存する所以でございますから、是は決して慰み事でもございませぬ、又閑事業でない、是非共やらなければならぬ事だと存じます、どうか第十四、第十五の兩建議案とも、滿場一致を以て御賛成あらんことを希望致します(拍手起る)

○岩崎勳君　議長。

○副議長(濱田國松君)　岩崎君。

○岩崎勳君　日程第十四及第十五は、一括して議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長(濱田國松君)　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議がなければ岩崎君動議の如く決します、日程第十六、帝國博物館完成に關する建議案、柏原文太郎君。

第十六　帝國博物館完成に關する建議案(柏原文太郎君外一名提出)

帝國博物館完成に關する建議

天然と人文との資料を蒐集整理し學術的説明を施し實物教育を爲すは博物館に若はなし故に歐米の大都市に於ては到る所廣大なる國立博物館を設け其の效果を擧くるに鋭意せさるものなし然るに我か國の博物館に在りては其の規模小にして其の利用亦普ねからす政府は宜しく國費を以て之か施設を完成し以て民衆と學生とに實物教育の資を供するの方法を講せられむことを望む

右建議す

〔柏原文太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○柏原文太郎君　帝國博物館完成に關する建議案の理由を簡單に申述べます、我國か最近五十年間に各種の方面に致しましたる進歩は、著しきものがあるのでありますけれども、尙ほ不完全な點が少なくない、學問上に即ち科學の上に基礎學の必要なるが如く、文明の上に於きましても、其文明の基礎根抵となるべきものが確立致しませぬでは、其發達を見ることが乏しいのであります、然るに我國に於ては、文明の具體的の發達史とも見らるゝ、若くは人生の智識若くは思想感情等の結晶とも見らるる所の此博物館が、一も國家の經營に成るものが見當らぬやうであります、是は誠に我が文運の上に於て一大缺點と言はなければならぬ事であらうと思ひます、一國の文運を進めますには、どうしても其國體の本質並に國民性の特長を感得しまして、之を以て其品性を陶冶し、又其趣味を高尙に致しまして、而して創作力若くは應用の才能を啓發すると云ふことが必要である、之を爲すには博物館の如きものが最も有力なる機關であります、それ故に歐米の各國に於きましては、夙に此施設の完成を圖りまして、多大の努力を致して居ります、英國に於きましても二百年前より博物館の創設を見、現に今より三十年前の調に依りましても、二百二十の博物館があると共に、又

倫敦に於ては有名なる六つの博物館があります、御承知の通り天産物の博物館、若くは「ブリチッシ、ミューゼアム」即ち大英博物館、若くは「サウス、ケンシントン」博物館、若くは國立の繪畫館、それから「テート」繪畫館「ワーレス」館と云ふものがありまして、其經費の如きも二、百萬圓を費し、其他に多大の寄附を得て此事業を完成致して居ります、其外「オックスフォード」「マンチエスター」等に於きましても中々宏大なる博物館がありまして、其陳列品は頗る完備致して居ります、又亞米利加に於きましても、現に今より七十五年前に「スミソニアン、インスチチュート」の中に於きまして、議會の決議に依つて一つの國立博物館を拵へまして之を四十年前に全然國立のものに移してしまいました、各種の方面に天然物若くは歴史的、若くは人類學上、若くは考古學上等の部分の宏大なる博物館を造つて居ります、是も何れも數百萬の資金を投じて居ると云ふ有樣であります、斯の如くにして歐米の先進國に於きましては、博物館を完成し、而して之を利用する方法を講ずることに誠に努めて居るに拘らず、我國の博物館に於きましては唯一つの帝室博物館がある許りである、而も其經費たるや僅に二十五萬圓、之を奈良京都東京の三つに分けて使ふのである、さうして其物品等を集めまする費用に於ては、誠に申上げにくい位の少額でありまするに依つて、迚も物資を集める事が出來ない、又各種の報告等も各國と交換することが出來ない爲めに、博物館に於ては各國の資料を得るに苦しむと云ふやうな有樣である、斯の如き事は誠に目下の我國に於ては一大缺點と謂はねばならぬと思ひます、戰爭が濟みまして外來觀光の客が多く參りましても、我國には一の文明の標本である所の博物館がない、斯う云ふやうなことでありますると、我國の體面上にも如何であらうか、又現在教育等の爲めには中々政府が御奮發なすつて、多大の經費を投じて居るに拘らず、此最も普遍的であり最も一般的である所の博物館に、一つの經費も投じてないと云ふやうなことは國民の教育の上――民衆教育の上に於ても一大缺點と思はれます、それ故に私はどうか政府が博物館の完成に付て、尙より多くの――現在ありまするものを完成するなり、或は之を移管をし、若くは如何なる方法を以てしても、一つの國の經營と致して博物館を、東洋の先進國である我國の智識文明の標本であると云ふのに愧ぢぬだけのものに設備を致して貰ひたい、斯う云ふ趣旨に依つて此建議案を提出致しましたのであります、詳細なることは委員會等に於て必要があれば申述べることゝ致しまして、簡單に提出の理由を申して置きますどうか御賛成を願ひます（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議なければ本建議案は岩崎君動議の如く決します。

○岩崎勳君　日程第十七以下に對しては延會の動議を提出致します。

〔「賛成々々」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議なければ日程第十七以下は、延會することに決します、次回の日程は公報に依り御通知致します、本日は是にて散會。

午後五時二十六分散會

○大正八年三月十三日（木曜日）

午後一時十四分開議

議事日程　第二十二號

第一　阿片法中改正法律案（政府提出）　第一讀會
第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第三　私立學校用地免租に關する法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）
第四　刑事訴訟法中改正法律案（高木益太郎君提出）　第一讀會
第五　人權保護に關する法律案（高木益太郎君提出）　第一讀會
第六　會計法中改正法律案（澤來太郎君外二名提出）　第一讀會
第七　治安警察法中改正法律案（小山松壽君外二名提出）　第一讀會
第八　馬匹獎勵に關する建議案（八田宗吉君外三名提出）
第九　福井縣三國港築港に關する建議案（熊谷五右衛門君外四名提出）
第十　衞生博覽會開設に關する建議案（伊東重君外六名提出）
第十一　東京帝國大學醫科大學藥學科擴張に關する建議案（小林源藏君外三名提出）
第十二　工業原料植物研究所設置に關する建議案（鵜澤總明君提出）
第十三　大船渡、久慈間鐵道敷設に關する建議案（高橋嘉太郎君外五名提出）
第十四　鐵道統一に關する建議案（柏原文太郎君外四名提出）
第十五　國立博物館建設に關する建議案（井原百介君外六名提出）
第十六　法隆寺防火設備に關する建議案（小泉策太郎君外三名提出）
第十七　北鮮、裏日本聯絡航路延長に關する建議案（上埜安太郎君外九名提出）（委員長報告）
第十八　國立榮養研究所設立に關する建議案（河野備志君外十四名提出）（委員長報告）
第十九　日露語學校設置に關する建議案（松本誠之君提出）（委員長報告）
第二十　新見、庄原間輕便鐵道建設に關する建議案（湯淺凡平君外二名提出）（委員長報告）
第二十一　鶴岡、大泉間國有輕便鐵道敷設に關する建議案（熊谷直太君外五名提出）（委員長報告）
第二十二　財政整理に關する臨時調査機關設置の建議案（犬養毅君外三名提出）（委員長報告）
第二十三　木津川治水に關する建議案（齋藤珪次君外二名提出）（委員長報告）
第二十四　染料工業保護の爲關税改正に關する建議案（鈴木錠藏君外一名提出）（委員長報告）
第二十五　（特別報告第六十四號）郵便局管轄區域變更の請願（委員長報告）
第二十六　（特別報告第六十五號）上河内字宿に郵便局新設の請願（委員長報告）
第二十七　（特別報告第六十六號）紀伊押手郵便局に電信電話架設の請願（委員長報告）
第二十八　（特別報告第六十七號）高千帆郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）
第二十九　（特別報告第六十八號）鍋西村に郵便局設置の請願（委員長報告）
第三十　（特別報告第六十九號）崎山村に郵便局設置の請願（委員長報告）
第三十一　（特別報告第七十號）豐田下村大字手洗字下飯塚に三等郵便局設置の請願（委員長報告）
第三十二　（特別報告第七十一號）三刀屋村郵便局に電信事務開始の請願（委員長報告）
第三十三　（特別報告第七十二號）渡良郵便局に電信事務開始の請願（委員長報告）
第三十四　（特別報告第七十三號）比樂島村に郵便局新設の請願（委員長報告）
第三十五　（特別報告第七十四號）大町村福母に無集配三等郵便局設置の請願（委員長報告）
第三十六　（特別報告第七十五號）國分郵便局に電信架設並集配事務開始の請願（委員長報告）
第三十七　（特別報告第七十六號）大森區裁判所管内登記事務管轄區域變更並溫泉津町に登記所設置の請願（委員長報告）
第三十八　（特別報告第七十七號）元三國區裁判所復舊の請願（委員長報告）
第三十九　（特別報告第七十八號）西條町に區裁判所設置の請願（委員長報告）
第四十　（特別報告第七十九號）私立學校令第五條改正の請願（委員長報告）
第四十一　（特別報告第八十號）市町村立小學校教員俸給國庫負擔法支出額增率の請願（委員長報告）
第四十二　（特別報告第八十五號）福山今市間輕便鐵道敷設の請願（委員長報告）
第四十三　（特別報告第八十六號）山陰本線暗渠改造の請願（委員長報告）
第四十四　（特別報告第八十七號）日光、足尾間鐵道速成の請願（委員長報告）

第四十五 （特別報告第八十八號）熊坂信號所を停車場と變更の請願（委員長報告）
第四十六 （特別報告第九十四號）賣藥印紙稅全廢の請願（委員長報告）
第四十七 （特別報告第九十五號）賣藥營業稅法中改正の請願（委員長報告）
第四十八 （特別報告第九十六號）山林伐採所得稅率改正の請願（委員長報告）
第四十九 （特別報告第九十七號）立梅井堰水掛耕地特別地價修正の請願（委員長報告）
第五十 （特別報告第九十八號）町村に於て委任事務處理に付國庫金交付の請願（委員長報告）
第五十一 （特別報告第百號）神域保存の請願（委員長報告）
第五十二 （特別報告第百一號）一目連神社を國幣大社多度神社座位に加列の請願（委員長報告）
第五十三 （特別報告第百三號）埼玉縣秩父郡名栗村を入間郡に編入の請願（委員長報告）
第五十四 （特別報告第百四號）埼玉縣秩父郡吾野村を入間郡に編入の請願（委員長報告）
第五十五 （特別報告第百五號）按摩業を盲人の專業と爲すの請願外一件（委員長報告）
第五十六 （特別報告第百六號）新聞雜誌上御眞影奉掲方に關する請願（委員長報告）
第五十七 （特別報告第百七號）新聞雜誌に御眞影奉掲取締の請願（委員長報告）
第五十八 （特別報告第百十一號）刈谷田川大堰費補助の請願（委員長報告）
集五十九 （特別報告第百十二號）下關港灣修築の請願（委員長報告）
第六十 （特別報告第百十三號）利根運河治水に關する請願（委員長報告）
第六十一 （特別報告第百十四號）利根江戸兩河川浚渫に關する請願（委員長報告）
第六十二 （特別報告第百十五號）住の江港を輸入港に追加の請願（委員長報告）
第六十三 （特別報告第百十六號）三國港開港の請願（委員長報告）
第六十四 （特別報告第百十七號）稚內築港速成の請願、（委員長報告）
第六十五 （特別報告第百十八號）日本住血吸蟲病豫防撲滅事業費國庫補助の請願（委員長報告）
第六十六 （特別報告第百二十號）銚子港漁港改築の請願（委員長報告）
第六十七 （特別報告第百二十一號）富江港を漁港に修築の請願（委員長報告）
第六十八 （特別報告第百二十二號）發明事業獎勵補助金下附の請願（委員長報告）
第六十九 （特別報告第百二十四號）馬匹保健、衞生に關する法制定の請願（委員長報告）
第七十 （特別報告第百二十六號）帝國在鄕軍人會國庫補助の請願（委員長報告）
第七十一 （特別報告第百二十七號）山崎郵便局より三河郵便局を經て千種郵便局に達する公衆用電信及特設電話設置の請願（委員長報告）
第七十二 （特別報告第百二十八號）德島縣晝間郵便局へ電信電話郵便集配事務開始の請願（委員長報告）
第七十三 （特別報告第百二十九號）木田村に郵便局新設の請願（委員長報告）
第七十四 （特別報告第百三十號）露領沿岸漁場に通信運輸機關設置の請願（委員長報告）
第七十五 （特別報告第百三十一號）北千島漁場に無線電信設置の請願（委員長報告）
第七十六 （特別報告第百三十二號）黑松村に郵便局新設の請願（委員長報告）
第七十七 （特別報告第百三十三號）幸袋郵便局に集配並電信事務取扱開始の請願（委員長報告）
第七十八 （特別報告第百三十四號）岐阜縣下伊自良郵便局集配事務開始の請願（委員長報告）
第七十九 （特別報告第百三十五號）沼津本町郵便局に電信電話事務新設の請願（委員長報告）
第八十 （特別報告第百三十六號）大垣郵便局を二等局と爲すの請願（委員長報告）
第八十一 （特別報告第百三十七號）船岡村郵便局設置の請願（委員長報告）
第八十二 （特別報告第百三十八號）臨町區裁判所白地出張所設置の請願（委員長報告）
第八十三 （特別報告第百三十九號）元三本松區裁判所復舊の請願（委員長報告）
第八十四 （特別報告第百四十號）狩川村に區裁判所出張所新設の請願（委員長報告）
第八十五 （特別報告第百四十四號）陰陽聯絡鐵道伯備線敷設の請願（委員長報告）
第八十六 （特別報告第百四十五號）相生釧路間鐵道敷設の請願（委員長報告）
第八十七 （特別報告第百四十七號）能越鐵道敷設速成の請願（委員長報告）
第八十八 （特別報告第百四十八號）山陰鐵道千代川鐵橋改築の請願（委員長報告）
第八十九 （特別報告第百四十九號）平町小名濱間鐵路敷設の請願（委員長報告）
第九十 （特別報告第百五十號）本吉郡縱貫輕便鐵道敷設の請願（委員長報告）

○議長（大岡育造君） 諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一去十一日政府より提出せられたる議案左の如し
阿片法中改正法律案
一去十一日議員より提出せられたる議案左の如し
治安警察法中改正法律案
提出者 小山松壽君 野村嘉六君
鈴木富士彌君
醫師法中改正法律案
提出者 福井三郎君 樋口秀雄君
上埜安太郎君 富田幸次郎君
東武君 小池仁郎君
犬飼源太郎君 八田宗吉君
八戸久慈間輕便鐵道速成に關する建議案
提出者 鈴木錠藏君 赤間嘉之吉君
和氣神社昇格に關する建議案
提出者 小橋藻三衞君 西村丹治郎君
高戸郁三君 犬飼源太郎君
有森新吉君 犬養毅君
福井三郎君 赤木[illegible]一君
阪本金彌君
小學兒童口腔衞生施設に關する建議案
提出者 木下謙次郎君 佃安之丞君
秋田清君
長崎港海陸聯絡設備に關する建議案
提出者 則元由庸君 本田恒之君
小川寅六君 中倉萬次郎君
牧山耕藏君 橋本喜造君
臼井哲夫君 秋田寅之介君
兩肥筑貫通鐵道敷設に關する建議案
提出者 川原茂輔君 山口恒太郎君
原田十衞君
音樂學校設置に關する建議案
提出者 鵜澤總明君 高橋本吉君
岩崎勳君
一昨十二日議員より提出せられたる議案左の如し
朝鮮西岸各港と大阪横濱間並仁川と青島上海間に定期航路開始に關する建議案
提出者 牧山耕藏君 坪田十郎君
頭本元貞君 若尾幾造君
渡邊祐策君 福井三郎君
赤尾彥作君 岡田榮君
中村啓次郎君 澤來太郎君
一今十三日議員より提出せられたる議案左の如し
朝鮮及臺灣の産米增殖に關する建議案
提出者 牧山耕藏君 岡田榮君
中村啓次郎君 井上角五郎君
田中隆三君 指田義雄君
中倉萬次郎君 武藤金吉君
福井三郎君 一宮房治郎君
奥田龜造君
一去十一日議員より提出せられたる質問主意書左の如し
內務大臣の言議に關する質問主意書
提出者 小山松壽君
國民思想の善導に關する第三質問主意書

提出者　田中善立君

一昨十二日議員より提出したる質問主意書左の如し

外交問題に關する再質問主意書

提出者　押川方義君

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一去十一日木津川治水に關する建議案委員小田切磐太郎君、長田桃藏君辭任に付其の補闕として坪田十郎君、奧田龜造君を、都市計畫法案外一件委員横山金太郎君辭任に付其の補闕として戸井嘉作君を孰れも議長に於て選定せり

一昨十二日都市計畫法案外一件委員長田桃藏君柵瀨軍之佐君辭任に付其の補闕として三輪市太郎君、櫻井兵五郎君を、木津川治水に關する建議案委員川崎安之助君、川崎克君辭任に付其の補闕として齋藤隆夫君正木照藏君を孰れも議長に於て選定せり

一今十三日木津川治水に關する建議案委員森秀次君辭任に付其の補闕として唐端清太郎君を、朝鮮神社に素盞男尊奉祀に關する建議案委員今村七平君辭任に付其の補闕として川崎克君を孰れも議長に於て選定せり

一昨十二日委員長及理事互選の結果左の如し

軌道條例中改正法律案外一件委員

委員長　上埜安太郎君

理事　熊谷直太君　井島茂作君　有森新吉君

家畜市場法中改正法律案委員

委員長　佃安之丞君

理事　西村種禮君

朝鮮神社に素盞男尊奉祀に關する建議案委員

委員長　福井三郎君

理事　牧山耕藏君

山口縣德山港を特別輸出入港と爲すの建議案委員

委員長　坪田十郎君

理事　近藤慶一君

沖繩縣に於ける「マラリヤ」豫防撲滅に關する建議案委員

委員長　伊東重君

理事　我如古樂一郎君

外客の招致及待遇に關する建議案外一件委員

委員長　牧野鐵九郎君

理事　山口恒太郎君

帝國博物館完成に關する建議案委員

委員長　津田毅一君

理事　鳴海文四郎君

一昨十二日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第三部

決算委員　櫻井庄平君（川村惇君補闕）

第八部

決算委員　亘理胤正君（川村精之君補闕）

一昨十二日衆議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の如く變更せり

三　神谷卓男君　四　村松恒一郎君
五　高松正道君　七　伊東知也君
八　大堀孝君　九　湯淺凡平君
一一　高島兵吉君　一二　小橋藻三衞君
一四　渡邊昭君　一九　高戸郁三君
二六　川口木七郎君　四〇　今村勤三君

○議長（大岡育造君）　是より會議を開き御諮を申す事があります。

○福井三郎君　議長。

○議長（大岡育造君）　福井三郎君、何ですか。

○福井三郎君　唯今より朝鮮神社に素盞男尊奉祀に關する建議案の委員會を開きたいと思ひます、御許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　唯今まだ議員の關係上、許可は致しますが、もう一時間程後から許可致します。

○福井三郎君　もう一時間後ですか。

○議長（大岡育造君）　さうです。

○上埜安太郎君　軌道條例中改正法律案外一件の委員會を開きたいと存じます、どうぞ一時間經ちましたら御許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○小川寅六君　私も會計士法案の委員會を開きたいと思ひますどうか一時間後に御許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します、第五部選出の決算委員生田和平君から、常任委員辭任の申出がありますが、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　許可致します、五部の諸君は速に補闕選擧の上屆出あらんことを望みます、日程第一、阿片法中改正法律案の第一讀會を開きます、內務大臣。

第一　阿片法中改正法律案（政府提出）

第一讀會

阿片法中左ノ通改正ス

第三條中「賣下クルモノトス」ヲ「賣下ケ又ハ交付スルモノトス」ニ、「政府ノ賣下ケタル阿片ノ外ハ」ヲ「阿片ハ政府ノ賣下ケタルモノ又ハ交付シタルモノニ非サレハ之ヲ」ニ改ム

第三條ノ二　阿片ハ內務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ輸出スルコトヲ得ス

第五條中「卸賣人」ヲ「醫藥用阿片販賣人」ニ改ム

第六條　醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者醫藥用阿片ヲ要スルトキハ行政官廳ノ證明ヲ受ケ醫藥用阿片販賣人ニ賣渡ヲ請求スヘシ

醫藥用阿片販賣人販賣用ノ阿片ヲ販賣ノ目的以外ニ供セムトスルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第六條ノ二　地方長官必要ト認ムルトキハ內務大臣ノ認可ヲ受ケ醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者ニ對シ醫藥用阿片ヲ賣下クルコトヲ得

第七條　醫藥用阿片ハ第六條第一項若ハ前條ニ依ル場合又ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外醫師、齒科醫師又ハ獸醫ノ處方箋ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス

第七條ノ二　醫藥用阿片販賣人ハ第六條第一項ニ依ル請求ヲ受ケタル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ醫藥用阿片ノ賣渡ヲ拒ムコトヲ得ス

第七條ノ三　醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ定メタル價格ヲ超エテ醫藥用阿片ヲ販賣スルコトヲ得ス

第八條　醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ封緘ヲ施シタル醫藥用阿片ノ容器ヲ開披シ若ハ改裝シ又ハ封緘ヲ破毀スルコトヲ得ス

醫藥用阿片販賣人ハ政府ノ封緘ヲ施シタル醫藥用阿片ニシテ封緘ノ無効トナリタルモノ又ハ容器ヲ改裝シタルモノヲ販賣スルコトヲ得ス

第八條ノ二ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ニ依リ賣下ヲ受ケタル阿片ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ス

第八條ノ三　官廳又ハ官立ノ病院若ハ學校ニ於テ阿片ヲ要スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ交付ヲ受クヘシ

第九條　第三條第二項又ハ第三條ノ二ニ違背シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條　第三條第二項ニ違背シテ所有又ハ所持スル阿片ハ之ヲ沒收ス

第十條ノ二　第一條、第六條第二項、第七條乃至第八條又ハ第八條ノ二第二項ニ違背シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條　削除

第十二條ノ五　第十二條ノ二又ハ第十二條ノ三ニ依ル場合ニ於テハ懲役、禁錮又ハ拘留ニ處スルコトヲ得ス

第十三條中「醫藥用阿片卸賣人」ヲ「醫藥用阿片販賣人」ニ改ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ醫藥用阿片卸賣人タル者ハ第五條ニ依リ指定ヲ受ケタル醫藥用阿片販賣人ト看做ス

本法施行ノ際現ニ醫藥用阿片卸賣人ニ非サル藥劑師又ハ藥種商ニシテ醫藥用阿片ヲ所有スルモノハ本法施行ノ日ヨリ三十日內ニ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ買上ヲ請求シ又ハ醫藥用阿片販賣人醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師又ハ製藥者ニ讓渡スルコトヲ得

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　阿片法中改正法律案の理由を說明致します、阿片法制定せられて以來既に二十年になりまするが、實施の狀況を見まするに、年々阿片賣下數量は、多くも三百貫を超えないのでございました、さうして別段需給上何等差支もなくございまする、然るに此度の戰爭以來俄に其數量を增しまして、大正三年以後一箇年の阿片調製數量は五百貫に增加致しました、而も常に品物の拂底を告ぐる如き有樣でありまして、而も價も益々騰貴致しまして、今や定價の五倍以上に達して居る有樣でご

ざいます、之を現狀の儘にして置きまするならば、或は其間不正行爲を生じ、或は密賣用阿片の普及を妨げまして、延て公衆衞生上支障を來す虞もござります、仍て是等の弊害を除きたいのが此度の改正の主眼であります、乃ち從來藥品營業者間相互に賣買授受を許しましたのを、此度は禁止を致しました、尙ほ販賣の手續上の改正を加へまして、政府で封緘を致した儘定價を以て賣渡すでなければ、或は小分けをして販賣すると云ふことは許さぬことに致しました、尙又罰則に於きましても、其中に體刑を加へまして、以て取締上犯罪の防遏を致したい考でございます、以上改正理由の大體でございます。

○正木照藏君　臺灣總督府と星製藥會社の間に成立つて居ります所の阿片賣下の契約は、之を改める御考でございますか、或は此儘にして、尙ほ之を繼續させる御考でありますか、承つて置きたい。

〔政府委員杉山四五郎君登壇〕

○政府委員(杉山四五郎君)　御答致します、本問題に就きましては、過日豫算總會の節と記憶して居りますが、原内閣總理大臣より、政府の大體方針の在りまする所を明に申してあると存じます、要旨は一月の十八日でありまするが、總理大臣首め内閣各大臣が閣議の開かれまして、單り内地に於ける所の阿片の取締を嚴にするのみならず、植民地即ち今御問の如き、臺灣總督府の所管、及關東都督府、其他軍政施行中の土地柄に向つて、阿片の取締に向つては卓越せる方針の下に之れを取締る、其の方法は關係官衙の代表員が集つて、それ〴〵調査を進めつゝあると云ふことを申されて居りますが、今其方面に向つて折角調査の進行中でありますから、右御了承を乞ひます。

○議長(大岡育造君)　右議案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數は九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なければ、動議の如く議長指名九名の委員に付託するに決しました――日程第三、私立學校用地免租に關する法律案の第一讀會の續を開きます――委員長氣賀勘重君。

第三　私立學校用地免租に關する法律案（政府提出）第一讀會の續（委員長報告）

〔法學博士氣賀勘重君登壇〕

〔拍手起る〕

○法學博士氣賀勘重君　御報告を致します、此法律案の委員會は、前後四度開會致しまして、愼重の審議を致したのでありますが、案の大體は此私立學校の用地に對して、地租を免除すると云ふ極く簡單な案でありまして而も前數回本院に議員の提案として提出せられたことのある案であります、案其のものゝ精神には異議は無いやうでありました、唯々一つ此案に對して問題となりましたのは、私立學校の用に供する土地の中で有料借地、詰まり料金を拂うて居る所の借地に對しても同一に、詰まり學校の所有地若くは無料の借地と同じやうに、地租を免除すると云ふことにしたいと云ふ意見でありまして、洵に御尤の要求とは思はれましたのでありますが、政府當局者に對して、此有料借地の免租に關する所の意見を質しました所が、是はまだ外にもさう云ふ土地がある、現に公立學校でも、其他の公共的の營造物でも、有料借地は免租になつて居らぬのであるから、單に私立學校にだけ免除すると云ふことは、權衡を缺く憂があると云ふので、直ちに同意の意見は無いやうでありました、それで種々意見を鬪はしました所が、先づ地租條例の改正其他種々な手續の面倒もあるし尙ほ講究する餘地も必要であるから、是は後日の問題として、原案の儘に此法律案は通過させて置かうと云ふ意見と、それから此法律案に於て、有料借地をも何所までも免除しやうと云ふ修正意見と二つが出たのであります、種々協議も致しましたが、協議が調はずして、遂に此意見は採決に依つて決するより外は無いことになりました、所が其修正意見は、少數意見として別に提出されて居る通りでありまして、詰まり「有料借地ハ此ノ限ニ在ラス」と云ふ文字を削除してしまはうと云ふ提議でありました、是は委員會で決を採りました所が、可否同數でありまして、そこで委員長は已むを得ず原案の意を諒として、原案を採決することに致しました、もう一つ問題のありましたのは、第一條の第二項に在ります所の免租すべき私立學校の認定するのが、大藏大臣になつて居りますので、之を文部大臣及地方長官に移さうと云ふ意見でございます是も少數意見として御手許に配付されて居る所の案でございますが、是も前と同樣な成行でありまして、詰まり委員長に於きまして、原案通りに採決したのであります、で其外には別に議論もありませぬので、全部右樣な次第で原案を可決することになりました、但し有料借地も免除したいと云ふ希望は、尤の意見と一同思ひましたので、唯々現在修正案として揭げずに、唯々希望として此議案に對する附帶決議をしたいと云ふことになりまして、是に於て此原案を可決すると同時に一つの附帶決議を致しましたのであります、それは斯う云ふ文案であります「政府は來議會に於て地租條例に適當なる改正を加へ私立學校用地中の有料借地をも等しく免除せられむことを望む」斯う云ふ希望決議を附加へたのであります、斯樣な譯で原案を可決したのでありますから、此段御報告致します。

〔拍手起る〕

○荒川五郎君　一寸委員長に御尋申したいと思ひます、委員會は滿場一致で附帶の希望決議をしたのでありますが其御報告はありましたのでありますか、私聽取れませぬでありましたが……

○議長(大岡育造君)　唯今ありました。

〔荒川五郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○荒川五郎君　私立學校用地免租に關する法律案の委員會に於ける少數意見の事は、唯今委員長から御報告がありましたから、私は之に對して特に重要と認むる點を簡單に説明して、私學の保護助成、延ては一般教育の振興發達の爲めに、切に滿堂諸君の御贊同を乞ふのであります、爰に豫め一言致して置きたいのは、私共は決して機に投じて辯論を弄び、以て自ら快とする者ではありませぬのは申すまでもない、此修正如何は、公平無私なるべき國の政治の上に、將た一視同仁たるべき國の法律に對して、國民正義の觀念に及ぼすべき影響、並に國民道德靑年の心理の上に影響する其關係の結果が極めて重大なるべきを念ひまして、衷心憂慮に堪へない次第であります、又是は委員會の事でありますが、委員會に於て此種の議案に稀なる珍しい、委員會中に數人の委員の更迭があり、又委員長も人が更ると云ふやうなことでありまして、數回を重ねて開會を致しました其間には一旦決めた日の、交渉の爲めに更に延期致したり、又既に會議を開きながら是も延期を致し、愈々討議の場合となつて、九名の委員が全部揃ふてさうして討論の半ばで速記を中止して懇談したる等種々折衝の結果、私の修正説には柏原文太郎君、井原百介君等の熱心なる贊成演説があり、原案に就ては、隅田豐吉君、飯田精一君等の有力なる維持論がありまして、遂に各々正半數の四名宛となつて、委員長の決する所が即ち唯今御報告の通りでありまして、少數の意見とは申せ、四名一致の意見であること、並に右申すやうな斯る成行であると云ふことも此案の意義に對して豫め御承知を乞ふて置きます、又本案は是まで度々衆議院を通過しながら、政府の贊成を得ない爲め、隨て貴族院で止められて居つたのであります、然るに此度政府案として現れたることは、現内閣に對し敬謝する所であります、然るに惜しい哉璧に瑕、全體を公平に覆らるゝことが足らずして、有料借地を除外して、唯々無料借地、自有地のみの免租とせられたのは、私共の遺憾とする所であります、此無料借地の外、有料借地も加へて、均しく此恩典に均霑せしめやうと云ふ爲めに、原案第一條の但書を削る、此但書を削ると云ふ事が私共の意見の骨子であります、折角英斷以て私學を奬勵せらるゝ其精神に對して、璧に瑕を除いて、現内閣の精神を完全ならしめ、徹底せしめやうと云ふ、取りも直さず現内閣に御忠義を致さうと云ふのでありますから、政友會の諸君も、虛心坦懷以て私共の誠意を容るゝに吝ならざらんことを祈ります、諸君、有料借地は免稅しないと云ふのでありますが、無料借地は免稅しても直接學校の利益にはならない、無料で敷地を借りて居るのでありますから、免稅せられても免稅せられなくても、學校には損得は無い、唯々利するのは地主である、地主が無料で學校に敷地を貸して居るのは感ずべき次第でありますから、之を褒めるのは宜しい、併し本案は善行や奇特の者を表彰する精神ではなく、私立學校を保護助成しやうと云ふのでありますから、直接學校側に關係無い地主を利すると云ふことは、寧ろ之は附隨の事で、主とする所は學校を利することにならなければならぬ、それには地稅だけの料金で借りて居る有料借地は其地稅を免除して貰へば、結局は全く無料借地と

同じやうになる、又地税以上に料金を出して借りて居るものは、地税だけの支出が減ずることになりますから、此所が即ち學校を利し保護となるのであります、是が私共有料借地も無料借地と同じく、免税したいと望む第一の理由であります、此點から申せば、無料借地よりも、却て有料借地を免税せらるべき重大なる意義を有するのである、何となれば我が土地を無料で學校に貸す位の人は、多くは土地持資產家である、學校の敷地の免租位のことは敢て意に解せないのである、又資產家や土地持でないにしても既に篤志を以て無料で貸して居るのは、自ら相當の地代を取り得るものを無料で貸すのでありますから是亦免税を重大視することはない人と見なければならぬ、然らば免税を左して意としない是等篤志家を免税するよりか、少しでも支出を減じて、學校教育を完全にしたいと切々偲々熱望して已まない、學校側を利すると云ふやうにするのが、本當でありませうが、次に全體教育の爲めなら、地主も無料で貸して呉れれば宜いのでありますけれども無料にして呉れない、それで又有料借地であるからと云ふので政府も無料にしない、即ち免税しないと云ふことは政府と地主と雙方から寄つて集つて學校を苦しめるやうに見られる、地主は個人のことであり、又各地其人が違ひますから已むを得ないとしても、政府は一視同仁でなければならぬ、平等公平でなくてはならぬ、然るに同じ私學でありながら、此恩典を受ける者と恩典を受けない者があると云ふことは、偏頗不公平の處置ではありませぬか、地主は篤志家でなくて料金を取りさうして政府も亦寄せ付けない、免税しないと云ふのは、何と其學校は不幸ではありませぬか、此公平を缺くと云ふことが第二の大なる理由であります、殊に世間には無料で貸す篤志の個人もあるのに、政府が無料にしない、即ち免税しないと云ふことは、堂々たる大政府、一個私人にも及ばずと申すべきではありませぬか、而して此有料借地を免税すれば、何程の國庫の收入を減ずるかと申すに、私は極めて少額であらうと思ふのです、政府案の通りにして政府の見込に依ると、大約三萬六千圓内外であらうと云ふことでありますから、此上に五千圓増すか、多くて一萬圓も増すか、孰れにしても少額に止まることゝ思ひます、私共の地方では有料の借地は無いやうに思ふ、東京邊には隨分あらうと云ふことでありますが、全體から見れば九牛の一毛決して國庫收入上の問題とする程のものではないのである、希くは百尺竿頭一歩を進めて、是非此有料借地も免税せられたいのであります、此有料借地の免税は、委員會に於きまする反對諸君も、決して其精神には反對でないのみならず、全委員九名共皆な一致の希望であります、それは唯今委員長の報告に希望條件を附帶して決議した、此事に依るも明白であります、是が唯々地租條例に關係があるから、明年にも地租條例を改正して、其時に此有料借地も免税となるやうにせられたいと云ふ事でありますけれども地租條例に差し響を生ずると云へば、本案自體がそれであります、地租條例は全國の御料地、國有地を除いては、全部地租を課するのを本體と致して居る學校の無料借地にしても、自有校地にしても、之を免租すると云ふ事は、地租條例の例外を爲すもので、既に御料地官有地以外に有税主義の例外を爲す以上は、有料地に免税を認むる事は何等差支は無い譯であります、勞々此點だけでも、權威を持たない希望決議として自ら甘んずるよりは、單刀直入、截切嚴明に、權威あり効力ある法文の修正を容れられんことを祈るのであります、次に此但書「有租借地ハ此ノ限ニ在ラス」と云ふことを削りまして、有租借地も免税と改むる結果として、此免税を申請するものを、原案のやうに唯々納税義務者のみとしないで、之に學校管理者も加へ、納税義務者及學校管理者と致したのは、有租地主たる納税義務者が唯々單獨に申請して、其免税の利益を學校に與へないで知らぬ顏をして居ると云ふやうな事の出來ないやうに連署申請にしたのであります、又此納税義務者と學校管理者との連署申請は無料借地の場合、即ち政府原案の通りでも其必要はあるのである、何となれば學校の連署がないと、地主は有料で貸して置きながら、無料の如くにして免税を申請して、二重の利益を圖ると云ふやうなことも、絶對に無いとは斷言出來ない譯であるからである、以上申上げましたのは第一條本文の修正であります、其次に同じく重要な意義に於て、第一條第二號の修正であります、第二號は「第一號以外ノ私立學校ニシテ大藏大臣ノ指定シタルモノ」とあるのを大藏大臣の指定とせずして之を「文部大臣ノ認定學校」と改めたい即ち「文部大臣又ハ道廳長官府縣知事ノ認定シタル私立學校ニシテ前號ニ揭ケサルモノ」と修正したいのであります、其理由は凡そ四つあります、即ち第一は學校の事は之を文部たる專門の文教の府に統一すべきものであると云ふ事、第二は大藏大臣の指定にするときは、大藏省に學校指定と云ふ一の事務を加へまして、繁文縟禮となると云ふ事、第三は第一號の方は文部大臣又は地方長官の認定して、小學、中學、大學又は專門學校としたものでありますから、第一號は即ち文部大臣の認定を取つて居る、さうして第二號だけを大藏大臣の認定とするのは理由を爲さない第一號第二號共、同じ官府の認定にすべきものであると云ふ事、第四は文部認可の學校は皆な此恩典に浴せしめたい、免税せらるゝものと免税せられないものがあると云ふのは、公平を缺く次第であります以上此四つの理由を極く大略申上げます、第一學問教育の事は、之を文部に統一すべきは勿論の事で、學校の地位資格等は總て文部の決定に俟つべく、是は政務分課の當然の事で、大藏は財政を掌り、文部は文教の事を管し、陸海軍は軍事を掌ると云ふやうに、既に各省分擔の政治組織を立てゝ居ります以上は、當然其分課分業の處務法に據るべく、是が又簡明にして有利である、文部の管すべき學校の指定事務を大藏が爲すと云ふ事は、徒らに勞多くして結果が少ない是が租税の免除如何に關するとは云へ、税務の取調に非ずして學校の取調である以上は、當然文部に歸すべきものと信ずる、委員會に於て如何なる學校を指定せられる積りかと問ひましたのに、政府委員は判任文官認定學校とか、高等學校入學有資格と認める學校とか、さう云ふやうな總て完全したる學校、或は地方其他より補助を受けて居るもの、成績優良なるもの、其等を此第二號に依つて大藏大臣が指定する積りであると云ふ答辯であつた、併し是等は皆な文部の仕事ではありませぬか、殊に其答辯の中に、補助を受け、成績佳良なるものと云ふが如きは、文部でなければ是は分らない事であります尤も是等の事は文部に聞いてやるとか云ふやうな說明もあつたやうに思ひますが、然らば文部に任すが當然ではありませぬか、文部に聞くなら文部の意見通りにするのであるから、特に之を大藏大臣の名を以て指定すると云ふ名義のみを取る必要はない、些々たる名義に拘はり、政治組織の分擔方を紊ると云ふことは、甚だ考ないことゝ私は思ふ、文部の認定した其儘を條件として資格を與へて居る、例へば他に段々あらうと思ひます、一つ其例として彼の徵兵令に於て、文部の認定學校を卒業した者に一年志願兵の資格を與へ、又一年現役兵の資格を認めたりするが如きは即ち是であります、決して是等は陸海軍大臣の指定したる學校を卒業したる者としては居らぬ、全く文部大臣の認定に任して居る、此兵役の義務の如きは、國民憲法上の大義務である、國民皆兵の精神から言うても、全國民に關係する重大な事項である、唯々單に一の私立學校の敷地を免税すると云ふが如きとは、勿論同日の論でない、而も尙且つ文教に出づる事は、文部に任じて居るではありませぬか、海陸軍は兎角褊狹なる氣味にも認められて、自ら用ゆるの嫌もあるやうに世間には言はれて居ります、其陸海軍ですら是である、彼や此やを考へても、大藏大臣が指定の事務を執つたり、其名義を取ると云ふ必要は更に無いと考へます、尤も此徵兵令の取扱方を幾分改められるとか云ふ話も聞きましたが、若し是が事實とすれば逆施倒行であると思ひます、茲に文部大臣又は地方長官の認定したる學校として、地方長官の認定も入れましたのは、地方長官は文部大臣の支配の下に管内の文教の政を掌り、委任の權限を行ふを以てゞあります、決して文部統一の精神を害すること無きのみならず、是が統一精神の當然の方法である、殊に第一號の當然免税する箇所の中の幼稚園、小學校等は、地方長官に於て其事務を執るのでありますから、是等の權衡から申しても、齊しく斯う云ふやうに改正することが必要と思ふ、次に第二は此法律を設くる結果として、大藏省に學校指定の一事務を加へるのは宜しくない、凡そ國の政務は、成べく之を簡易明瞭にすべきを旨とするので、一令出づる毎に一事務を增し、繁文複雜を加ふるは最も避くべき事と信ずる、繁文複雜は忍ぶべしとするも、其增す國費をどうするか、之を負擔する國民をどうするか、左なきだに國防、教育、其他必要避くべからざる國費は、年々に加はり來ることであるから、成るべく簡單敏活の方法を執らなければならぬ、重複煩雜を避けなければならぬ、從來の政務すら之を整理して、財政行政の刷新改善を圖らなければならない今日に、今新なる法を立て、無くもがなの事務を增すと云ふのは、甚だ謂はれ無いことではありませぬか、それも他に途が無ければ休

む、文部なる專門の役所がある以上は、之に任すことは至當と思ひます、第三は大藏大臣指定と原案の通りにしますれば、前後が矛盾になる、「ほことん一になる、何故ならば第一號の幼稚園、小學校、中學校、高等女學校、專門學校、實業學校、高等學校、大學等はそれ〴〵學校令の規定に依るは勿論で、其學校令の規定に依つて、果して規定通りの中學たり得るや、又是は專門學校たるや、實業學校たるや等は、皆な文部大臣の認定に依るのではありませぬか今日の私立學校の如きも大學の名を附けて居りますが、文部省は之を大學と視ないで、專門學校として取扱ふて居るではありませぬか、是は各種學校とすべきか、又是は實科高等女學校たる資格が有るかと云ふやうな事は、皆な文部の調査認定に依るのである、即ち之を約言すれば、結局第一號は文部大臣の指定であるのに、第二號は大藏大臣の指定と云ふことになる、不條理の至りではありませぬか、支離滅裂と云ふても宜いと思ふのであります、是が修正すべき第三の理由であります、第四に原案の通りでは文部省認定の各種學校の中に免税せられるものと免税せられないものが出來る、是は實に不公平偏頗の至りで齊しく私立學校を保護する以上は、一視公平なるを必要とする、大藏大臣指定の標準として政府の考へて居るのは、委員會の答辯を前に申上げたやうに、比較的組織の完全した、成績の良いものと限られて居りますけれども、學校成績の表彰ならそれで宜しい、良い學校を表彰するのはさうであるが、此法律は優良學校を表彰する精神ではない、學校を獨立維持して完成し悪い者を保護完成せしめやうと云ふ私學保護に在るから、優良學校よりも寧ろ其以下の者に此保護の必要がある、又其効力が多いのである、何となれば優良學校は主として資力も比較的裕である、故に内部も完全に成績も好い譯でありますから、格別其の保護を望む急は無いが、其の以下の學校は最も苦しいのである、今一と奮發すれば此の坂を登り著いて、頂上宏闊なる愉快なる處に達し得るのであるが、此坂が中々苦しい、之に一押し押してやらうと云ふ、此所が即ち此免税保護の効力が偉大なる結果を致す所以である、三歳の幼兒が立つことが出來たのを、手を添へて助けて立たしてやつて、さうして遂に自ら立ち、自ら歩み、所謂獨立獨歩し得るのであります、自ら立つから、自ら歩くから、手を取つて助けてやらう、得立たぬから助けない、構はぬと云ふ母親が居りませうか、手を添へて立たしてやつて、遂に自立獨歩し得るやうに進歩し發達するやうに、是が目的である、本法は優良學校の表彰法でなく、私學の保護助成をせんとする以上は、是非とも此修正は必要と信ずる成績の良いものを免税すると云ふことになる、兎角世間に免れない通り、内容の改善と云ふ事を怠つて、外形を立派にしやうと云ふやうな弊が起きて來るのである、是が最も恐るべきものである、一體に於て表彰とか保護と云ふことは、兎角混同して居る事が政府筋の仕事にはあるやうに思ひます、學校や組合等の補助にしても、成績の良いものに補助する、所謂富めるに注ぐものである、富者に貢ぐものである、世間成績の良いものを補助すると云ふ事がありますから、隨て成績の優良を装ふが爲めに内容の充實を忽せにして外形の整理帳簿の整理と云ふやうな事に沒頭する傾がある、事實を虚飾して表面を誇張すると云ふ弊があるのは、私共の常に遺憾とする所である、是れ蓋し内容實質と云ふ事は、外から時偶見た位では容易に分らない（「何を言つて居る」「委員會じやない」と呼ふ者あり）だからして誤魔化し易い、外部の飾は目著き易い、そこで彼の模範町村の如きでも、模範として表彰せられた町村に犯罪が多いと云ふ事實を示して、天下の人々をして顰蹙せしめた、是は確に内容を飾り、外形を立派にすることに努めた結果ではありませぬか、産業組合の如きでも成績の良いものでなくては、農工銀行が貸さないと云ふ（「少數意見の報告じやないか」「それで宜い々」「默つて聽いて居れば好い加減にせい」と呼ふ者あり）少數意見の修正の趣意を説明して居る（「報告は報告だけで宜い」と呼ふ者あり）又競うて外形を糊塗する結果、信用を基礎とする産業組合が、不正不信用の甚しき醜態を暴露する例は乏しくないではありませぬか、是等は實際法令の結果取扱の有様を見れば、現實の狀況は、世人をして噓を言ふ事を奬勵するやうな遣方としか思はれない是で國民道德商業道德がどうして發達しませうか、之を若し此學校まで斯樣に外形を繕ひ、一時を糊塗し、免税保護を受けしむるやうな方法を開くやうになつたならば、言葉にこそ敎へざれ、自然行動に表はれ、自然の感化を受けて所謂彼の人の子を害ふ事が果して幾何であるかと思へば、實に國家の前途、國民の將來の爲めに、寒心に堪へない次第でありませぬか……

（「報告じやない」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○荒川五郎君　僅か五千圓か一萬足るか足らぬの金を出しますが爲めに、國民精神の根柢に悪影響を及ぼさしむるが如きは、實に猛省すべき事ではありませぬか、私は私立保護の此法案を政府が出されたことを敬謝すると同時に、此點の事に想及び、一層心配に堪へぬ次第であります、原案の修正其及ぼす所の關係重大なることを、衷心より切に諸君の誠意に訴へるのであります、終りに臨んで一言致して置きますが、此敎育は國家當然の大切なる仕事である、國家の爲すべき仕事の及ばない所を私人が經營して國家敎育の不足を補うて呉れるのでありますから、國家は些々たる名義や感情に拘はる事なく、須らく大眼を高處に著けて、公平に保護を與ふべきは寧ろ國家當然の責任ではないかと思ふ、政府の大雅量あらんことを切望致します、以上修正意見の趣意を説明致しました、滿堂諸君の御賛同を祈ります。

（「反對々々」と呼ふ者あり、拍手する者あり）

○上埜安太郎君　先刻……

○議長（大岡育造君）　唯今討論中でありますから、もう、少し御待なさい。

○隅田豊吉君　議長。

○議長（大岡育造君）　隅田君何ですか。

（「討論通告してある筈です」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　通告はしてありますが、一寸御待を願ひます、唯今の少數意見が修正として提出せられたやうであります、御説明に依れば――然らば二十人の賛成が要るので……

（「賛成々々」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　定數ありと認めます―隅田君

（隅田豊吉君登壇）

（拍手する者あり）

○隅田豊吉君　諸君、本員は委員長の報告に賛成して、唯今荒川君が、委員會に於ける少數意見の説明なりと稱して、頗る長き御演説がありましたが、それに對しまして反對を表する者であります、此私立學校用地免租に關する法律案に對しまして、荒川君より御修正がありましたが、其修正の要點は、要するに私學を奬勵し、其の振興を圖る意味に於て、有料借地にも免租の恩典に齊しく浴せしめやうと、斯う云ふ大體の御趣意であります、此私學を奬勵し、其振興を圖る事に付ては、吾々何等異議なきのみならず、大に賛成を表して居る所なのであります、唯々此法案に對して今修正意見の如く致しますると第一に地租條例と牴觸して來るのであります、御承知でもありませうが、地租條例の第四條に於きまして「左ニ揭クル土地ニ付テハ其地租ヲ免ス」とあります、而して其第一號には「國府縣郡市町村其他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テハ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地」とあります、さうして但書に「但シ有料借地ハ此ノ限ニ在ラス」と明記せられてあるのであります、それから明治二十八年勅令第百五十九號に於きまして、「地租條例第四條第一項第一號及第二號ニ依リ左ノ公共團體ヲ指定ス」と云ふ規定でありまして、其第一條には「地租條例第一項第一號及第二號ニ依リ左ノ公共團體ヲ指定ス」とございまして、其公共團體の內には幾多ありますが、今問題になつて居ります所の學校に關係致しましては「市町村學校組合、及町村學校組合市町村內ノ區、學區」斯樣に書いてあるのであります、さう致しますると云ふと私立學校用地は此法案に於て今修正案の如く「有料借地ハ此ノ限ニ在ラス」、更に斯う修正すると此公立學校の用地にして有料借地になつて居るものが、其恩典を受くることが出來ない、即ち公立學校の有料借地を免租する事が出來ない、私立學校が免租さるゝことゝなるのであります、荒川君は是は單行法律であるから、さうしても構はないと云ふ御意見でありましたが、凡そ法律と云ふものは、其關聯を有つて居るものに對して、相當なる修正を爲すべきものと本員は信じて居るのであります、例へば今日の地租條例に於て適當なる修正を加へることは、會期切迫の今日に於て、其餘裕がないのであります故に本員等は其修正に賛成しますが、寧ろ本員等は其寸を得れば寸を廻し、尺を得れば尺を廻す意味に於て、政府提出の本案、即ち委員長報告の如く原案に賛成を表しまして、而してそれに對して希望意見を附したのであります、即ち先刻委員長より報告せられたる如く、第二回に於て政府地租條例に適當なる修正を加へて、私立學校用地中の有料借地にも齊しく免租せられんことを望むと云ふ事を明記して而して之に對しては、委員會は全會一致で可認したの

であります、即ち委員會に於ける所の討論の結果、斯の如く此委員長の報告の如く、即ち原案通り可決されました、而して此希望條件なるものは、附帶決議として委員會一致の決議を經たことでありまして吾々の信ずる所に依れば、此の希望條件は委員會一致を以て可決されたもので、此點に就ては修正意見は出されぬことゝ信じて居つたのであります、然るに御諒解が無かつたのでありますか、此少數意見を出された事は、本員等甚だ不可思議に存じて居る次第であります、それから第二の修正意見たる所の即ち本案の第一條第二號「前號ニ掲ケサル私立學校ニシテ大藏大臣ニ於テ指定シタルモノ」とあるを「文部大臣若ハ道廳長官、府縣知事ノ認定シタルモノ」云々「私立學校ニシテ前號ニ掲ケサルモノ」と斯樣に修正せられて居るのであります、是は枝葉末節の處置と存じます、荒川君は縷々其必要なる點を御述になりましたが、要するに是は税務租税に關する問題でありますから、是は大藏大臣に於て指定するのが極めて適法なる處置なりと信じて、本員等は原案に贊成した次第であります、餘り長く申しますと諸君の御倦怠を來しますから、甚だ簡單に原案贊成の理由を申述べたのであります

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 本案の二讀會を開くや否やを……

〔「二讀會でないのです」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） まだ移してありませぬ。

○岩崎勳君 二讀會を開くに異議なし。

○議長（大岡育造君） 二讀會を開くに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 御異議が無ければ、二讀會を開くことに決しました。

○岩崎勳君 直ちに本案の第二讀會を開かれんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 直ちに本案の二讀會を開くことに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 御異議無ければ直ちに第二讀會を開きます。

私立學校用地免租に關する法律案（政府提出） 第二讀會

○議長（大岡育造君） 唯今の少數意見の修正は成立つて居ります。

〔「修正案に反對」「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 之を議題に供するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 議題に供することに御異議無いものと認めます、別に討論が無いやうでありますから、先づ修正意見に就て決を採ります、少數意見に同意の諸君の起立を求めます。

起立者　少數

○議長（大岡育造君） 少數であります、否決、委員長報告に就て決を採ります、委員長報告に御異議の無い諸君の起立を求めます。

起立者　多數

○議長（大岡育造君） 多數であります、委員長報告通り可決しました。

○岩崎勳君 直ちに本案の三讀會を開き、第二讀會議決の通り可決確定あらむことを望みます。

○議長（大岡育造君） 御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 御異議無しと認めます、仍て直ちに三讀會を開きます。

私立學校用地免租に關する法律案（政府提出） 第三讀會

○議長（大岡育造君） 御異議が無いやうでありますから第二讀會議決の通り可決確定せられたることを宣告致します――唯今より先刻の御希望を許します。

○岩崎勳君 今議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、玆に大正六年度豫備金支出の件、大正六年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件、大正六年度特別會計豫備金支出の件、大正六年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件、大正六年度大正三年臨時事件豫備費支出の件、大正六年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件、大正六年度帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件、以上七件の承諾を求むる件を議題と爲して、委員長の報告を求め、其審議を進められんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 御異議無しと認めます、仍て日程は變更することになりました、委員長の報告を求めます。

大正六年度豫備金支出の件
大正六年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正六年度特別會計豫備金支出の件
大正六年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正六年度大正三年臨時事件豫備費支出の件
大正六年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件
大正六年度帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件
（承諾を求むる件）

○議長（大岡育造君） 鵜澤總明君。

〔法學博士鵜澤總明君登壇〕

○法學博士鵜澤總明君 唯今議題になりました大正六年度豫備金支出の件外六件の委員會の模樣を御報告致します、此豫備金の支出及剩餘金の支出等に付きましては、年々議會の問題となりまして就中憲法上の議論が屢々闘はされたのでありますが、今年に於きましては、委員に於て憲法上の議論は無かつたのであります、憲政會の高田君からの質問に依りまして、大藏大臣の答へました所は、要するに此大體の問題と致しましては、從來政府の解釋したる所に依れば、憲法第六十九條の規定に依つて、政府は豫算中に豫備金を設け、之を以て豫算超過又は豫算外の支出に充つるも、右の豫備金を捬切つて尙ほ緊急已むを得ざる豫算の不足、又は豫算外支出の必要あるときは、政府は其責任を以て國庫剩餘金より之を支出し、而して右の支出は憲法第六十四條第二項の規定に依り、豫備金支出と共に事後承諾を求むべきものとして、之を帝國議會に提出したり、此趣旨を答へまして別に委員會に於きましては、此點に就ての討議は無しに濟んだと云ふやうな狀態になつて居るのであります、それから此大體の案に就きましては、互に委員と政府との間に質問應答がありまして然る後に討議に移つたのでありますが、此案に就きまして承諾を與ふべしとする所の鈴木君の意見に依りますと云ふと、是は大體の數字は、本會議に於て大藏大臣の演說もありましたからして、之を繰返す必要はなからうと思ひますけれども、多少數字に涉つて居りますから、其點を御報告を致さうと思ふのであります、即ち此鈴木君の意見に依りますと一般會計に於て第一豫備金が二百萬圓、第二豫備金が四百萬圓、剩餘金が七百四萬千四十三圓、それから大正三年の臨時事件豫備費是が七千六百二十二萬千八百二圓、合計致しまして八千九百二十六萬二千八百四十五圓、それから特別會計に於て第一豫備金が百七十二萬五千八百十三圓、第二豫備金が二百三萬六千三十三圓、砲兵工廠豫備金、千住製絨所の費用と合せまして百二十八萬四千七百六圓、鐵道積立金三百九萬九千三百十五圓、歲入金支辯が六千八百六十二萬百五十三圓等、是れ等を總て合計致しまして七千六百七十六萬六千十五圓と云ふやうな數に大體なるのであるが、是れ等の事に就きまして多少研究をすべき點もあり、批評すべき所の點もあるけれども、大體に於て承諾すべきものである、斯う云ふ趣旨に於きまして、本案は決議の結果、多數を以て承認を與ふべきものと云ふことに決せられたのであります併ながら之に對しましては、憲政會の山田君から致しまして、少數意見の提出がありますから、其少數意見のことに關係致しましては、同君或は外の委員から報告のあることゝ信じますからして、是は略しまして、此段大體の經過の御報告を致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 高田耘平君。

〔高田耘平君登壇〕

〔拍手起る〕

○高田耘平君 唯今議題になつて居りまする豫備金支出の件外六件、承諾を求むる件に就ての少數意見の報告を致さうと思ひます、少數意見は、是れ等に就て承諾を與ふべからずと云ふことであります、今斯の如く少數意見を述ぶるに至りましたる理由を、簡單に申上げやうと思ひます、本案は唯今委員長より詳細其金額を申述べられました通りでございまして、總額が殆ど一億六千萬餘圓の支出に關することでございます、私共は餘程此問題は愼重に審議しなければならぬもので、或意味に於ては、豫算以上に其內容に就ては質問審議等をなすべき責任が、議會としてあるものと思ひます、憲法上の爭議と云ふことに就きましては、年々爭がございましたやうです

けれども、之に就て徹底的の解決の付いたことは吾吾知りませぬ、唯々併ながら此提出致しました所の內容に就きましては、最も此事實の如何に依つて、事實の正しいものに付ては認める、事實の正しくないものに付ては、認定を與へないと云ふことに歸著するので、結局此一億六千萬圓餘の金額の何百件何千件に付ての詳細の事實の説明を求めて、然る後に此案の可否を決すると云ふことが當然の順序である又さうしなければならぬと吾々は固く信じました、所が委員會に於きましては、甚だ遺憾ながら是が盡されてありませぬ、委員會は成程五回開會しました第一回は委員長理事の選擧、第二回に於きましては定刻、時間の四十分に至るまで、委員長理事が御出席がございませぬのです、それが爲め遺憾ながら流會同樣になりましたやうであります、私共參つて居りましたが、四十分まで待ちましたけれども、委員長も理事も御出席になりませぬ、第二回は是で何等の質問をせずに終りました、第三回に至つて三十分許り過ぎて開會して、僅か一時間許り質問を致しました、其時に委員長の報告は、本日は午前午後に亘つて質問を致したい、斯う云ふことでございました私も結構であると思ひました、所が十一時半頃に至つて是亦質問を終られたのであります、第四回目の日に至りまして、是も一時間半許り質問をすると云ふと、鳩山君から質問打切の動議が出まして、私共其非なるを述べましたけれども、多數で質問を打切られたのであります．そこで本日午前に討論に移つた、斯う云ふ譯でございます、甚だ私は此一億六千萬の、而も最も事實の內容を調査すべき必要のある問題に就きまして、政友會の諸君が非常に質問等を遮る傾のあるを遺憾と思ひます、何故に左樣に御急ぎになるかと云ふことを伺ふと、本案は貴族院に回付すべきものであるから、遲れては困ると云ふことであります、是は一應其通りであります、併ながら貴族院に回した所が、まだ二週間餘ございます、若し又左樣御急ぎになるならば、何故もう少し政府が早く御出しにならなかつたかと云ふことを私は思ふのである、本案の提出された日は、私は一寸記憶致しませぬが、本月の二日か三日と思ひます、而して質問を爲した時間の總時間は二時間か三時間でございます、それで此金額の支出を認定することは到底出來ない事である、若し又其質問が各自に涉つたものであれば兎に角も、私の知り得る範圍に於て、否な實際に於て此質問をしたのは、第一豫備金、第二豫備金の六百萬圓と、豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出を爲したる七百萬圓と、特別會計豫備金支出の事と、是だけであります、其他の大正三年の臨時事件豫備費の七千六百萬圓、及各特別會計豫備金外に於て、豫算超過及豫算外支出を爲したる金額等に就きましては、何等の質問應答の自由を與へられないのであります、それでです、若し疑問が無しとせば仕方がありませぬけれども、吾々は澤山質問が有つたのである、否な質問せざるを得ない事が澤山ございます、此大正三年臨時事件豫備費等を、他の前年度と比較するとどうであるかと云ふと、大正四年の臨時事件豫備費の支出額は、千七百五十萬圓でございます、大正五年度に於ては二千八百五十萬圓でございます、然るに大正六年度は、其金額が七千六百餘萬圓に達して居るのであります、それで又其內容等を一寸見ましても、例へば外務省所管の機密費に就て見ましても、成程機密費は機密費であるから、其內容の説明はしないと云ふかも知れませぬけれども、説明の有無は兎に角も、大正四年度に於ける外務省所管の機密費は、僅に二十餘萬圓であつたものが、六年度に於ては、八十一萬餘圓の機密費の支出を爲して居るのであります、吾々は其內容の細かな支出に就ては、質問した所が答辯を得まいと思ひますけれども、併ながら兎に角八十一萬圓の機密費を支出すると云ふことに付ては、其理由の大體四圍の狀況如何に依つて、斯の如き大なる機密費を支出するの必要ありたりと云ふ事位の説明は、當然聽く必要が有つたらうと思ふのであります、然るに是等に付ては吾々質問の自由を與へられませぬ、更に又陸軍省の所管、海軍省の所管に至りますると、海軍省の所管に於きましては、三千六百萬圓と云ふ委託兵器製造費と云ふやうなものがありますけれども是等も何が何だか分りませぬ、其他陸軍に於きましても、四百萬圓の物件費と云ふものがあります．四百萬圓と云ひ、三千萬圓と云ひ、五千萬圓と云ひ、其內容――如何に支出せしや、如何なる故を以て斯の如き大支出を爲せしやと云ふ事に付ては、吾々は一言も質問の自由を與へられませぬのでございます私は之を甚だ遺憾と致しまする詰まり此總計一億六千萬圓に對する支出に付きましては、此內容に就きまして詳細に説明を聽きまして、然る後に諾否を決すべきものであると信じますに拘らず、吾々は諾否を決するに必要なる判斷の材料となるべき質問の途を、全然遮られたのであります（「のう〳〵」と呼ふ者あり）確に遮られたのを遺憾と致します（「のう〳〵」「嘘を言ふな」と呼ふ者あり）詰まり斯樣なる大支出を吾々が審議を爲すに當つて、質問をもすることを得ずして、此案に同意をすると云ふことは、到底出來ないのでございます、乃ち內容の不明なものに付きましては、吾々は到底承諾を與ふることの得ない狀況に在ることを遺憾と致すのであります、一言以て少數意見の報告と致します。

〔拍手起る〕

○法學博士鵜澤總明君　此席から一應辯明したいと思ひますが、如何ですか。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○法學博士鵜澤總明君　唯今高田君の少數意見の御報告に依りまするh、項目の質問の自由を與へないやうに述べられて居りますけれども、是は全く間違であります、第二回目に於きましては、從來は此豫備金の承諾案の出まするときには、必ず此印刷を致しました憲法第何條に依つて提案と云ふ案が出て來る筈である．所が是が何等かの間違に依りまして議案に附いて居りませぬ、それで是が附いて居りませぬから、大藏大臣の提案の説明を讀んで見ましても同じく憲法第何條に依つて提案をせらるると云ふことが書いてなかつたのであります、それで大藏省の當局に交涉を致しまして、此紙はどうしたのであらうかと云ふことを尋ねまする間に、時間が經過致したのであります、それから委員會の席に參りますると、委員の方が御出が無かつたと云ふことになつて居るのでございます、從來の慣例に依りましても、委員會を十時に開く、それが必ず十時に集つて、其時間に人數が揃はぬければ、常に流會と云ふことになつて居るのでありますから、此點だけを以て此委員會を御攻めになると云ふことは、甚だ當を得ない事であるのであります、それから其次には質問が午前午後に涉ると云ふことに致しまして質問を始めました、其速記錄を御覽下さいますれば分りますが、高田耘平君が、殆ど間斷なく御質問をせられて居る事實になつて居るのであります、所が午前中に於て最早質問する人も無くなり、委員の方も居られなくなつてしまひましたから、どうしても質問を止める外仕方がないのです、午後に於て之を繼續することが出來ないと云ふやうな狀態になつたのでありますそれから次に又會を開きまして、而して此質問をするときに當りましては、憲政會から御出しになられる委員諸君の中に於きましては、前の委員は他に御用が有つて、他の委員と御代りになつたやうな次第である、其爲めに前の委員に御質問があつたのであらうとは思ひまするが、新に委員になつた爲めに、質問が出來ないからと云ふことで御發言がありましたけれども、是は委員會に於て、左樣に此質問を繰返して居ると云ふことになると、際限が無いからと云ふことで、委員會の決議に依つて質問を打切ると云ふことになつたのであります、斯の如き慣例は、從來の委員會でも屢々ある事でありまして、特に諸君の發言の自由を奪ふと云ふやうなことは無かつたのであります（「委員長公平」と呼ふ者あり）委員會に於ては、決して是が政友會の問題になつて居るのではないのであります、前內閣の時代の事に係て居るのでありますから、特に此質問の自由を奪ふ抔と云ふ、黨略上の事も何も無いのでありますからして、此點に就ては一應辯明致して置きたいと思ふのであります。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は、委員長報告の通り承諾を與へられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　承諾を與ふべしと云ふ諸君の起立を求めます。

起立者　多數

○議長（大岡育造君）　多數、承諾を與ふることに決しました。

○岩崎勳君　再び議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、乃ち爰に軌道條例中改正法律案、及仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案の第一讀會の續を開き、一括して委員長の報告を求め、且其審議を進められんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○中倉萬次郎君　議長、是より耕地整理法中改正法

律案の委員會を開きます、許可を求めます。

○議長(大岡育造君) 許可致します。

〔中倉萬次郎君「委員諸君はどうか御集りを願ひます」と呼ふ〕

○議長(大岡育造君) 日程變更に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、仍て軌道條例中改正法律案、仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案を議題と致し、委員長の報告を求めます、委員長不在に付き、理事熊谷直太君の報告を求めます。

軌道條例中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

〔熊谷直太君登壇〕

〔拍手起る〕

○熊谷直太君 議題になつて居ります、軌道條例中改正法律案及仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案の委員會の經過と、及結果とを爰に報告致します、第一に軌道條例中の改正法律案は、最も簡單なる所の案であります、是が二つの點に分れて居ります、即ち軌道條例の第四條を改正するのは、曩に本會を通過しました地方鐵道法に依りまして、是は當然改正しなければならぬ所の修正であります、第二點は地方鐵道法第三十六條の規定は、之を軌道に準用すると云ふ所の改正でありまするが、是も地方鐵道法の第三十六條に於て、斯う云ふ意味の規定があるのであります、即ち政府に於きまして地方鐵道に接近し又は並行して鐵道を架けたる場合に於て、地方鐵道業者が其接近し又は並行する所の區間の營業を繼續することが出來ない場合は、政府は其營業廢止に依つて生ずる所の損害を賠償することを得と云ふことが、第三十六條に規定してあるのであります、既に此地方鐵道に補償の權利を與へらるる以上には、軌道にも是と同樣なる權利を與へなければ、不公平を來すの虞がありますから、第五條に地方鐵道第三十六條の規定は、軌道に之を準用すると云ふ改正案が出たのであります、此點に關して委員會に於きましては、此二つの改正は洵に相當にして、理由あるものと認めまして、滿場一致を以て可決したのであります、第二の仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案に就きましては、皆樣の御承知の如く仙北輕便鐵道は、奥羽線の小牛田より石卷に至る所の輕便鐵道であります、其哩數は十七哩四分に當つて居る、其買收する目的物は、其鐵道の建築費の費目に屬して居る所の一切の物、其他營業費の費目に屬して居る物の一部を買收するのであります、而して此買收は會社と政府と協定の上に百六萬五千九百五十圓、五分利附の公債を發行して、之が買收費に充てるのでございます、是が即ち此案が出た所以でありますが、之を強制買收にしますると、地方鐵道法に依りまして、百七十七萬二千七百圓と云ふ多額の金を拂はなければならぬ譯でありますが、幸にも政府と會社との間に穩便なる契約が出來まして、百六萬五千九百五十圓、五分利付の公債を發行して之を買收することに至つたのであります、此鐵道に付きましては、元來鐵道敷設法の豫定線路に當つて居る處でありまして、之を國家に買收して、國有鐵道にして本線に敷直す場合に於きましては、表日本の石卷港と云ふものと、裏日本の酒田港と云ふものと相連關する所の、横斷の立派な鐵道に相成る次第であります、尙ほ此石卷港と云ふものに付きましては、委員正木君よりも質問がありましたが、即ち此處に出入する所の船と云ふものが、水澪の上、川澪の上に於て、吃水の大なる所の船舶を入れることが出來ないが、此點に關する政府の計畫如何と云ふ御質問がありましたが、政府は、石卷港を隔つる四里許りの所の女川と云ふ港があります其處は立派な港であつて、他日此女川に相當の設備を作つて、海陸連絡の最も便利なる方法を講ずるであらうと云ふことでありました、委員會は此輕便鐵道の買收と云ふものは、今日に於て洵に相當でありまして、而も其價格は洵に廉であり、實に必要なるものと認め、滿場一致を以て可決したのであります、願くは滿場の諸君も委員會のそれの如く、速に御贊成あらんことを希望致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勲君 兩案を一括し、讀會の順序を省略して委員長報告通り可決確定されんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議無ければ兩案を一括して議題と致します。

軌道條例中改正法律案(政府提出) 第二讀會(確定議)

仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案(政府提出) 第二讀會(確定議)

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 更に御異議ありませぬから讀會を省略して兩案とも可決確定したることを宣告致します、日程第四、刑事訴訟法中改正法律案、第五人權保護に關する法律案、右二案を一括して議題とするに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議無ければ、二案を一括し議題に供します、高木益太郎君。

第四 刑事訴訟法中改正法律案(高木益太郎君提出) 第一讀會

刑事訴訟法中左ノ通改正ス

第四十八條ノ二 第二十條第二十一條第九十二條第九十五條第九十六條及ヒ第百三十一條ノ規定ハ檢事、警察官、憲兵、税務官、林務官其他ノ公務員犯罪捜査ニ關スル書類作成ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十三條 被告人ノ身分ニ依リ起訴手續ヲ區別スルコトヲ得ス

第七十五條ノ二 勾留狀ヲ執行シタル時ヨリ一月ヲ經過シタルトキハ豫審判事ハ被告人ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ其勾留ヲ繼續シ又ハ被告人ヲ放免シ若クハ保釋ヲ許ス旨ノ決定ヲ爲スコトヲ要ス

議審終結ニ至ルマテハ順次一月毎ニ前項ノ決定ヲ爲スコトヲ要ス

第七十五條ノ三 公訴ノ提起アリタル時ヨリ重罪事件ニ付テハ三月其他ノ事件ニ付テハ二月ヲ經過スルモ仍ホ豫審ノ終結ニ至ラサルトキハ被告人ハ豫審判事ノ屬スル地方裁判所ニ對シ速ニ豫審終結命令發付ノ請求ヲ爲スコトヲ得

地方裁判所ハ豫審判事ノ意見ヲ求メタル上決定ヲ以テ一定ノ期間内ニ豫審ヲ終結ス可キコトヲ命スヘシ

前項ノ期間ハ豫審判事ノ申立ニ依リ之ヲ延長スルコトヲ得

第九十二條ノ二 被告人其他ノ豫審調書ニハ供述人ヲシテ其各葉ニ契印セシメ且挿入削除及ヒ欄外ノ記入アルトキハ之ニ認印セシムルコトヲ要ス

第九十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

豫審判事ハ被告人ヲ訊問スルニ先チ公訴事實ヲ告知スルコトヲ要ス

第百九十四條第二項ヲ左ノ如ク改ム

陪席判事、檢事及辯護士ハ裁判長ニ告ケ證人及ヒ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

第百九十八條ニ左ノ一項ヲ加フ

被告人ノ利益ノ爲メ重要ノ證據方法ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ其取調ヲ爲スコトヲ要ス

第二百三條 刑ノ言渡ヲ爲スニハ左ノ事項ヲ明示シ且法律ヲ適用シ其理由ヲ付スルコトヲ要ス但控訴裁判所ハ原判決理由ノ一部又ハ全部ヲ援用スルコトヲ得

第一 公訴事實及ヒ爭點ノ摘示

第二 裁判所ノ認定シタル犯罪構成要件、犯罪ノ日時、場所及ヒ之ヲ認メタル證據

第三 攻撃防禦ニ關スル重要ナル證據方法採否ノ理由

第二百十九條中「必要ナル」ヲ「内容ヲ證據トスル」ニ改ム

第二百六十九條ニ左ノ二號ヲ加フ

第十一 重要ナル爭點ニ關スル證據調ノ申請ヲ却下シタルトキ

第十二 不當ニ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ爲ササルトキ

第二百七十九條ニ左ノ一項ヲ加フ

第二百四十五條第二百四十七條及ヒ第二百四十八條ノ規定ハ上告趣意書提出ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五 人權保護に關する法律案(高木益太郎君提出) 第一讀會

第一條 檢事、警察官、憲兵、税務官、林務官其ノ他犯罪捜査ノ職權ヲ有スル公務員事件ニ付嫌疑者ノ取調ヲ爲ストキハ其ノ市町村ノ公民權ヲ有スル鄰佑ノ立會アルコトヲ要ス但シ取調ヲ受クル者ノ請求ニ依リ辯護士ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ルコト能ハサルトキハ其ノ市町村吏員ノ立會アルコトヲ要ス

第二條　前條ノ公務員若ハ立會人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其ノ取調ノ祕密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第三條　搜査、訊問ノ職權ヲ有スル公務員事件ニ付嫌疑者又ハ關係人ニ對シ取調ヲ爲スニ當ル恐喝又ハ詐言ヲ用キタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四條　搜査上作成シタル文書ハ斷罪ノ證據ト爲スコトヲ得ス

第五條　搜査、訊問ノ職權ヲ有スル公務員ニ對シ本法並刑法第二編第二十章第二十一章第二十二章第二十五章乃至第二十八章第三十一章第三十二章第三十四章第三十五章乃至第四十章ノ犯罪ニ關シ告訴告發アルトキハ犯罪地ノ地方裁判所ニ於テ起訴スヘキヤ否ヲ決定スルコトヲ得

此ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

裁判所ハ職權ヲ以ヲ探知ヲ爲スコトヲ得

第一項ニ依リ起訴ノ決定アリタルトキハ豫審判事ハ當然公訴ヲ受理シタルモノトス

起訴ノ決定ヲ爲シタル判事ハ其ノ事件ノ豫審及公判ニ干與スルコトヲ得ス

〔高木益太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○高木益太郎君　本案は人權保護、並に刑事訴訟法手續の適正を圖る爲めに提出したのであります、其條章の幾分は、前議會に於て諸君の御協賛を賜はりまして、貴族院へ送付になりましたが、遂に審議中閉會になつたと云ふ次第で、甚だ殘念であります、其條目に就きましての詳細なる理由は、何れ委員會に於て十分討論を致したいのであります、洵に今日の時節は、司法行政の現狀に就て甚だ憂慮すべき事がありますから、本案に就ては十分御討議あらんことを願ひたいのであります。

○岩崎勳君　日程第四第五兩案を一括し、議長指名九名の委員を付託されんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議無ければ岩崎君の動議の如く決しました、日程第六、會計法中改正法律案の第一讀會を開きます、提出者澤來太郎君

第六　會計法中改正法律案（澤來太郎君外二名提出）　第一讀會

會計法中左ノ通改正ス

第十七條中「第四　各省物品會計計算書」ヲ加フ

〔議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く〕

〔澤來太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○澤來太郎君　會計法中改正法律案に關して、極めて簡單に提出の理由を申上げて置かうと存じます、申上ぐるまでもなく此會計なるものは、兩面相對照して、始めて完全の會計を期し得るのであります、此點に於きましては、地方の會計たると、中央の會計たると、又一家庭の會計たると、一會社の會計たると、何等異る所はないのでございます、然らば其兩面とは何を言ふかと申しますれば、是亦諸君の御承知の通り、一面は即ち金錢の會計であります、一面は物品の會計であります、此兩面が相合致して、初めて會計の完全と云ふことを期し得るのであります、隨て其會計の結果たる總決算に於きましても、一面に於て金錢の會計を明にすると同時に、他面に於きましては、物品の會計なるものを明にせぬならば、是れ亦完全なる總決算と云ふことは出來ぬのでございます、隨て會計に對する、又決算に對する責任なるものも、矢張此兩面に分れるのでございます即ち政府は國民に對し、議會に對しましては、一面に於て金錢會計、金錢決算の責任を負ふと同時に、他面に於きましては、矢張此物品會計に對して、責任を負はなければならぬのでございます、又隨て御同樣の監督權なるものも、一面に於きましては金錢會計、決算に對して監督權を行ふと同時に、他面に於きましては此物品會計に對して、監督權を行はなければならぬのでございます、斯の如くならざれば總て此會計決算の完全と云ふことは、絕對的に出來ぬのでございます、然るに諸君、現行我が會計法なるものは、果して此金錢、物品の兩面に於て、完全なりと謂ふことを得べきか、本員甚だ遺憾ながら、不完全極まるものと斷言せざるを得ぬのでございます、何故とならば御承知の通り、毎期の議會に對して政府は決算書を提出し、會計檢査院は其審査決定の報告を議會にされて居るのでありますから、會計の一面、決算の一面たる金錢會計方面に於きましては、御同樣十分に監督權を行ふ事が出來るのでありますけれども、其半面に於ける物品會計に於きましては、毫も此議會に對して報告も提出も無いのでございます、又さうせぬでも宜しい規定になつて居るのでございます、斯の如き會計決算は之に名稱を附するならば、半面會計、半面決算と謂ふ事を得べきも、到底完全なる決算と言ふ事は出來ぬと私は思ふのでございます、不思議なる哉、議會開設以來今日に至るまで、斯の如き不完全なる會計法と云ふものが、其儘に看過せられて今日に至つて居ると云ふ事は實に私は大に疑ひ、且つ其內容を怪しまざるを得ぬのでございます、斯樣な案は、其政府の超然內閣たると政黨內閣たるとを問はず、苟も政府者に取りましては、餘り歡迎を受けざる問題であらうと思ふけれどもそれは政府の私であつて、若し國家の公に就て考へて見たならば、是は一日も早く改めなければならぬ、最も必要なる重大問題であるのでございます、然らば我が物品會計なるものは如何やうに扱はれて居るか、更に何等の規定も無いかと申しますれば、左樣ではないのでございます、御承知の如く物品會計なるものは、別に物品會計規則と云ふものがあつて、此下に是が取扱はれて居るのでございます、御參考までに其物品會計の上に於て、物品と稱する範圍を申上げて見ますれば、物品會計規則第一條に「此ノ規則ニ於テ物品ト稱スルハ政府ニ屬スル器具器械備品消耗品動物其ノ他一切ノ動產ヲ云フ但シ陸海軍ノ兵備ニ關ルモノハ各其ノ規則ニ依ル」斯うなつて物品の範圍と云ふものが限られて居るのでございます、而して國防の祕密に關する陸海軍の兵備に至つては、此物品の中に入つて居らぬのであります、同第十條に「物品會計官吏ハ物品ノ出納帳簿ヲ備ヘ其ノ出納ノ事實ヲ登記スヘシ」と斯う規定されて居る、第十五條に「物品會計官吏ハ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受ル爲メ每年度間ニ執行シタル物品出納ノ計算書ヲ製シ會計檢査院所定ノ期間內ニ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ本屬大臣ニ差出スヘシ」斯樣に規定されてございまして、現に會計檢査院の審査判決を受けて居るのである、會計檢査院の審査判決は受けて居りますけれども、其の結果を當議會には報告されてないのであります、それ故に折角會計檢査院に於て檢査判決したる事も、殆ど是は無意義同樣に終るのでございます、隨て吾々議員及此議場に於きましては、物品會計に對して監督權を行ふことが出來ぬと云ふ結果になつて居ります、而して會計檢査院に於ける物品出納計算書式なるものは、どうなつて居るかと申しますと、是亦諸君の御承知の如く、受入拂出、現在と三項に分けてある、而して受入の部に於ては、前年度の越高並に買入高、之を明細に記載して居る、それから第二に至りまして拂出、是は消耗、拂下、それから亡失、毀損、斯く分けて此內容を明にして居る、それから現在と云ふ一項を見ますると、是は現在に供用して居るもの、及在庫品は拂らと云ふことを明瞭に記載することになつて居ります、斯樣なものは獨り會計檢査院の門戶に限られてあつて、會計檢査院に於て如何に斯樣なる內容を明細に審査し、判決致しましても、當議會に報告の規定がありませぬ爲めに、此審査判決は何等の意義を成さぬことに相成つて居るのでございます、以上の次第でありまして、今日より之を見ますれば、實に不思議なりと思ふより外ないのであります、疾うに此會計法なるものは改正されて、さうして日本の會計なるものが、所謂兩面完全したる會計になつて居らなければならぬ筈であるのに、今日に於て尙且つ依然として現行法の如きものが存すると云ふことは洵に國家の不幸と謂はなければならぬと思ふのでございます、尙ほ詳しい事は委員會に於て說明致すことゝして、是にて私は說明を打切つて置きます、以上の次第でありまする故に、本案は一見致しますれば、甚だ纖微なるが如き問題でありまするけれども其係りまする範圍から言へば政府各省に亘つて居ります、而して從來不完全なるものを完全にすると云ふ關係を持つて居るものでありますから、希くは滿場一致を以て、御贊成あらんことを希望の至りに堪へぬのでございます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長(濱田國松君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議が無ければ動議の如く決します――日程第七、治安警察法中改正法律案の一讀會を開きます提案者の辯明を求めます――小

山松壽君。

第七　治安警察法中改正法律案（小山松壽君外二名提出）　第一讀會

治安警察法中左ノ通改正ス

第十七條中「シ又ハ第二號ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動シ」ヲ削ル

〔小山松壽君登壇〕

〔拍手起る〕

○小山松壽君　本案を提出致しました理由を説明致します、勞働問題は、國際的にも研究せられ、殊に最近我國起業の勃興と工業の發達と、勞働者階級の思想の進步等の狀勢に鑑みまして、資本家と勞働者の調和を圖ると云ふことは、最も緊切なる問題と考へるのであります、元來資本勞働の關係は、其因果に於て離るべからざるものでありますが、而も一方に有利にして、一方には不利の立場に在ると云ふことは爭へぬ事實であります、今日の勞働者は一般に無資產でありまして、日々の生計を營むものでありますから、生活の根據が薄弱でありまして、且つ同階級の者が其數多くして、時の盛衰に依りまして競爭を生じますが故に、生活の保障の事に付きまして極めて不安であります、一般の起業が幼稚なるの時代に在りましては、小規模に經營せらるゝ場合等は需給の範圍狹く且つ多き關係もございますが、經濟的進步は次第に資本主義の隆盛を來しまして、大起業の發達は漸次に範圍を狹め、其數の增加せざるに反しまして、生計の不安を感ずる者は益々增加するを以て、商工業者が同業組合の組織を致し、相互の利益を擁護するが如く、勞働者自衞の團體を組織し共濟の途を求めんとするは自明の理なりと思ふのであります、然るに現行の治安警察法は、明治三十三年の制定に係りまして、起業は小規模に、工業は幼稚なる時代に屬します、勞働階級は智識の低級なる時代に致しまして、日露戰役を經て事業界及社會上に一變革を畫したる今日より見ますれば、二十年前の法規でありますが故に、時運に適應せざることは是は據無き所であると存じます、殊に治安警察法は明治二十六年法律第十四號を以つて公布せられたる所の、集會及政社法に二三の條項を加へまして改正を致し、制定したるものであります、衆議院の本法の特別委員會は、明治三十三年二月十六日僅に一回の開會を見まして、質問應答を終つて居ります、而も主として政談の集會、若は結社等の論議に涉つて居りまして、本法の運用が軈て經濟界に及ぼす所の影響に付ては、多くの注意を拂はれて居らざりしことは、當時の速記錄に明かであります、殊に本法第十七條の規定中、特に注意を要する煽動誘惑の行爲を罰するの一事の如き、其意義を明にすることなく決定致されて居ります按ずるに立法者の意は幼稚にして、低級の勞働者が感情に走り、輕擧妄動の却て彼等自己に不利益なることを考慮し、保護するが爲に、勸誘の行爲を罰するの精神であると云ふことにも見られますけれども、今日の如く權利思想が發達致しまして、自覺を有するに於ては有害にして、且つ警察官の解釋に依りまして、其一擧一動を緊縛せらるゝと云ふが如き、勞働者階級自衞の爲め團體の組織組合の設立等の自然の發達を妨げ、延て工業の發達進步を害するものなるのみならず、其字句に頗る疑義ありと考へるのであります、結果は官憲に反抗の思想を激成すると謂ふことが認められることも出來やうと思ひますから、此法文の「誘惑」若は「煽動」の文字を除去致しまして、疑義の起りまするものは、之を判明せしめて置くと云ふことが最も必要なりと考へるのであります、教育は年々普及致しまして、智力は二十年前と今日と較べますれば、殆ど隔世の感を致し、隨て勞働者の能率は漸次高まり、勞働者階級の責任觀念の自覺を認めるのは、是れ社會上經濟上、殊に國防上大に努むべき事なりと思ふのであります、詳細に涉りましては、何れ委員會に於て審議を盡さうと存じますが、何卒諸君の御協贊を經まして、本案の成立を速にせしむるやうに希ひたいと思ひます（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は、日程第四及第五の委員に併せて付託せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議が無ければ、日程第四、日程第五の委員に併せて付託することに決しました――日程第八、馬匹奬勵に關する建議案、提案者の辯明を求めます――八田宗吉君。

第八　馬匹奬勵に關する建議案（八田宗吉君外三名提出）

馬匹奬勵に關する建議

馬匹の蕃殖は國防上農業上最奬勵すへき重要事たるに拘らす近時其の生產數年年減退し農民亦其の飼育を厭ふ傾向あるは最憂ふへき現象なりと信す依て政府は左の施設を爲すへし

一　官民共同の馬政調査會を設置すること

二　產馬畜產組合に國庫より補助金を交付し其の發達を期すること

三　飼育法の改善牧草栽培の奬勵を圖ること

右建議す

〔八田宗吉君登壇〕

○八田宗吉君　本員は昨年第四十議會此に於きまして、國防上より、農業上より、此馬匹の奬勵を立論致しまして、政府に對して三つの質問事項を提起致しました、即ち其一は馬の種付料の免除であります農民より申しまする國家の要求する、即ち軍事上から欲するやうな體格の大きなものは、農民の欲する所の馬でない、詰まり餘り大きからず、妻も子供も使用し易い所の馬を欲すると云ふ見地よりしまして、國家が强て種付けせしむるに當つて、料金を徵するのは不當な事である、是は宜しく免除すべしと云ふことを政府に質問致しました所、政府に於きましても、是は漸次に低減する積りである、斯樣な回答でございました、所が其實地に至りましては、餘り著しき低減を見ざる今日の狀況になつて居りまするとは、遺憾とする所であります、又もう一つの質問事項は、二歲駒、種付馬、斯う云ふものゝ輸送運賃は宜しく低減すべし、馬の產地たる東北方面の馬は、自分の師團の馬に殘らず動員の際に是が徵發に應じて、而も其餘つたる馬は殘らず之を全國の馬の不足なる四國、中國、北陸、斯樣な方面に馬の徵發に應じて居る、斯樣な見地よりしまして、不足なる方面に對し、平時に當つて馬を輸送して普及せしむることは必要である、賃銀を低減して、さうして普及を圖ることは最も必要である、斯う申述べ又本員等は、平生馬の奬勵上よりしまして、日清日露の戰爭の勝利も、實は君等馬を產出する所の人々の力であると言ひ得る程、それ程產馬は國家に貢獻するものである、斯樣に奬勵致して居りまする見地よりして、政府に於ては、從來二歲駒の運賃を低減して居つた所の運賃を今更之を停止し、運賃を低減しないと云ふことは、甚だ其當を得ないとして質問しました所、二歲駒の運賃の低減は、其後實行せられることになりましたのであります、此事は畜產界の爲めに大に慶ぶべき事でありますけれども、未だ種馬の輸送運賃の減免せられない狀況になつて居りますことは、嘆はしく感じます、其次に最も此產馬奬勵上に捷徑であると考へて居りまする所の競馬法の制定であります、競馬法の制定に對して、是は世の中に既に定論がある、農民の欲せざる馬を强て斯樣な體格の大きい馬を生出して、さうしてそれを販路の無いのに窮せしむるやうなことになつて、そうして馬を好む心も一般の人に漸次に薄らぐ、斯樣な方面より考へまして馬の奬勵を圖らんとするならば、どうしても競馬法を制定せざるべからず、斯樣な結論は既に皆な知つて居る、然るに之を何故政府は爲さないのであるか、斯樣に質問しました所、政府に於ては目下調査中である、斯樣な答辯でありました、而して馬政長官は豫算委員會の分科會に於きましては確に此競馬法の制定は、次年度に於て之を實施する積りである、斯樣に言明して居つたに拘らず今日尙ほ此制定を見ませぬことは、國防上より考へましても、洵に痛嘆に堪へない次第であります、人或は歐洲戰爭の結果に徵しましても、武力主義の必要無いことを唱へ、或は飛行機、潛航艇、自動車、斯樣な物の兵器となつた今日になつては、武器たる馬の値を頗る疑ふ者がありますけれども、事實は決してさうでないのであります、軍事上の調査の爲めに、歐洲方面に行かれたる人の調査に依つて調べて見まするのに軍馬としては使用したる數は、聯合軍側今回の歐洲戰役に於て三百六十萬頭、同盟軍側が二百四十萬頭、合計で六百萬頭の多きに達して居ります、而も此六百萬頭の數は、後方兵站部隊に使用したる數を除いたる數であります、其數實に出征軍隊の三分の一、斯樣に澤山な數であります、之を歷史の上より調査して見ますのに、千八百六十一年の普魯西と墺太利の戰爭の際には、兵卒百人に付て馬の使用數が十五、五二でありました、其後千八百七十一年獨佛戰爭には、百人に付て使用馬數が十七、三九、日露戰爭には十九、七二であります、所が今回歐洲戰爭は實に兵員百人に付て三十、五一、斯樣な割合であります、此數字は先程申しました通り、後方勤務に使用したる馬の數を除いたのであります、今後如何に火器が進步し器械が進みましても、馬匹の軍事上に於ける値と云ふものは、決して減ずるもので

ないと云ふことを斷言して憚らないのであります、然るに我國今日の馬匹の生產狀態を見ますると、漸次に減退致して居ります、即ち西南戰爭の頃明治十一年には、我國の馬匹の數が百五十四萬五千頭であつたのであります、所が二十一年には百五十三萬頭に下り、其後四十一年には百四十九萬頭に下りました、此年になつて我國の軍備擴張の計畫に伴うて馬政局を設置せられ、軍馬補充部を置き、陸軍は外國及內地より購入したる馬の數五萬頭許りを加へました爲めに、漸く其數を盛返しまして百五十八萬二千頭に達しました、其後段々減じまして、大正五年には一萬頭、段々減るやうになつて參りました、現在百五十七萬二千頭の現在數であります、)是は年を取つた馬も小さい馬も混ぜたる數であります、此中戰爭に役に立つべき數は極く僅少なる部分、四十萬に過ぎないと云ふことは、此方面に於て調査して深く憂へて居る人の話を聞きまして、本員は之が爲めに膽殆ど寒し、斯樣に感ずる者であります、實に國防上重大なる一事であらうと考へます、之を農業上より申しましても、日本今日の農業は、實に之を商工業に比しますると萎靡不振、其現狀を改良し、其進步發達を圖らなければならぬと云ふ實狀であると云ふことは、御諒承の事である、政府に於きましても從來此點に力を注がれ、色々な施設も致し來つて居りますが、此度の大戰に依つて、益々我國の農業を改善しなければならぬと云ふ教訓を與へられて居るのであります、一言にして申しますると我國の農業は、其經濟力が非常に薄弱である、歐米の農業家に較べると實に其程度が低い、國民の大多數六割五分を占めて居る農業家に依つて、國民が衣食を致して居る譯でありますからして、國家の實力を增進せんと欲したならば、多數國民の從事して居る農業を改善しなければならないと云ふことは、時局が最も痛切に敎へて居る所の一事であります今日我國の農業家の多くは、自分の家族が勞働する勞働賃に依つて僅に是が所得であると數へ得るやうな、憫むべき狀態になつて居ります、勞働に對する賃銀は即ち農業の收入である、資本を投じたる資本に依つて得る所の收入でない、勞働收益が日本農業の實狀である、今日農民位其收益の少い憫むべき者は無いのであります、或は勞働問題を提げて色々御話なさる人があるが、大に其人の議論は傾聽すべきものでありますけれども、本員等の考ふる所に依りますると、農民位勞働する者がありませうか、而して其收益の少い者がありませうか、私は日本の今日の狀況に於て、農民問題を解決するのが一番急務であつて、而して後に此工場邊にある所の勞働問題を攻究するのが、時代に適應したる事と考へるのであります（拍手起る）況や馬匹は耕耘上必要なるのみならず肥料即ち厩肥、此基本肥料たる肥料は、どうしても家畜に依らなければならぬ、勞働を輕減して行かんとすれば畜力を利用しなければならぬ、畜產を奬勵して、畜力を以て勞働を輕からしめるのが必要であります、家畜を奬勵することは、一面肥料を容易に得るのであります、農民が家畜を飼養しなかつたならば、到底金肥に依るの外なくなる、金肥を用ひ、借金をする、遂に其土地が高利貸の手に入つて、土地は段々都會の人の手に移ることになるのが今日の狀況であります（拍手起る）全く農民が家畜を利用することを痛切に考へない、考へても間に合はない、是等の事が彼等を驅つて斯樣な狀況に至らしむるもので、馬を飼養せしめるのが、農業改良策の一番の主義と存じます、然るに馬は段々農民が飼育を厭ふ、是は實に馬を扱つても間に合はぬ、斯樣な情況が彼等を驅つて然らしめるのである、實に私共農業界の實情に通じて居る御同樣の、憂慮措く能はざる次第であります、以上述べました事實に考へまして、本員は此際第一に官民共同の馬政調查會を設置すること、陸軍には馬政局を設けて、既に十二年經つて居ります、十八年計畫の下に最早剩す所僅に六年、成程馬の改良は行はれました、大に見るべきものがあることは慶ぶべき事でございますが、馬の頭數が漸次減りつゝあることは、以上申しました通り由々しい大事であります、然るに未だ馬の統一も著いて居らぬ洵に遺憾に堪へざる事のみ多いのであります、馬政を擧げて陸軍のみに委ねて居る今日陸軍管轄の下に馬政局、軍馬補充部、斯樣な組織はありますけれども、農民と最も關係ある所の農商務省邊りは關しない、馬に付ては殆ど我關せず焉と決めて居る今日の狀態、即ち馬の生產數の減少する原因が此邊にあることを信じます、今回の歐洲に於て單り此乘馬ばかりでない、駄馬の必要を非常に減じて來たのであります、聞きますると墺太利の方面に於ける山地戰に於ては――山の戰爭に於ては、駄馬を使用したことは非常な數に達して居ります、馬格の改良も必要でありますけれども、先程も申しました通り、馬の頭數を殖すと云ふことが一番急務中の急務と考へます元來日本の馬政局等馬政に關する機關は、佛蘭西の制度を倣うて出來たさうでありますけれども、我國には此馬政調查會が缺けて居る佛蘭西に於ては高等馬政會と稱へて常設――每年置く所の高等馬政會があつて行政官吏の外に、上下兩院の議員及斯道の學者有力者を網羅して、此高等馬政會を通じて、一國產馬の方針を定めつゝあることを聞くのであります我國に於ては此機關が無いものであるから、馬政の事甚だ振はず、當然實施しなければならぬ、先程申しました競馬法の如き――馬を好む精神を與へなければ迚も駄目なのである、競馬法の如き當然實施すべきをば、實施せざる所の狀況になつて居る、即ち馬を掌る方面が、甚だ國勢に對して無力萎靡振はず其力が弱い、斯樣な狀況になつて居るために、此國家の上から申しましても、どうしても實施しなければならぬ競馬法が、實施されぬと云ふ狀況に在るであらうと考へます、農民のみ洵に欲せざる所の不適當な馬を國家から押付けられ、さうして價格が間に合はない、隨て生產數が漸次減ずる、馬政の缺陷は確に斯樣な有力な機關を缺き、意見を發表して實行せしむるだけの事になつて居らぬ、缺點であると深く信ずるものであります、どうしても此場合速に馬政の統一の爲に馬政調查會を設置して、爲すべき事をどん／＼せしめたいと考へるものであります、第二には產馬畜產組合に國庫より補助金を交付することであります、各地の產馬畜產組合各組合共、未だ自立自治、斯樣な經營を爲すだけの程度になつて居りませぬ、大抵郡費から多大の補助金を受けて居るのであります、本員の知る所の組合は、大抵千圓內外の補助金を郡から受けて居るやうであります、或は馬の糶庭より步合金を徵收する費用を以て組合費に充てゝ居つて、さうして成立して居る組合と云ふものは數ふる程しか無いのであります、是は宜しく國家は此組合を活動せしめて、馬匹の生產改良を圖らしむる重要なる機關でありますから、是が郡より補助を受けて居る金額は、國庫より當然補助するのが至當であると思ふのであります、農會であるとか耕地整理組合であるとか、水產組合とか、斯樣な組合は何れも國庫より補助金を受けて居るのであります、產馬畜產組合のみが補助金を受けて居らぬと云ふことは、頗る其當を得ない、地方の郡費を以て漸く補助して馬の生產を圖つて居ると云ふことは、國家の上より見ましても、其當を得ざるものと深く考へるものであります、是非是は國庫より補助金を受くることにしたい、是が第二であります、第三は飼育法の改善、牧草栽培の奬勵を圖ることであります今前段に申した如く、馬匹の減退するのは、馬の價が安いと云ふのが原因の一でありますけれども、又馬を飼ふ方法が頗る面倒である、手數が非常に掛る費用が非常に掛る、斯樣な事も馬の減退を來す原因の重なるものであらうと考へます、此飼ふ方法を簡單にして改善することは、馬匹蕃殖奬勵の一要法であると信ずるのであります、本員は常に我鄕里方面に於ける農民が馬を飼育するに、常に馬を手厚く扱つて、大切にし過ぎると云ふことを憂へて居るものであります、馬の食物の如き、常に之を煮てさうして與へて居る、冬になると水を飮ませない、湯を飮ませて居る、馬を使役すると必ず馬に沐浴せしむる湯で馬を洗つて呉れる、其勞力煩雜中に大抵の事でないのであります、隨て煮炊をするものですから、馬の焚物と稱しまして、農民は專ら夏から秋に掛けて馬の草を刈つて居る以外に、薪を刈取る爲めに非常に勞力を費して居る、遠方の山から薪を運搬してさうして馬の薪を澤山積んで置く所が農家の附近に到る處にあります、元來馬は野生動物であります、決して斯る鄭重の飼育法を要さないのであります、所謂滿洲式――滿洲の農夫が馬を飼育するが如くに冷つこい水を吞ませ、煮炊をせずに飼はなければならぬ、今回西伯利出征軍の多くの日本內地方面から行つた馬が斃れて居る、寒氣に堪へない、何故かと云へば矢張平素の飼育法が手厚い結果であつて、滿洲方面から徵發したものは寒氣に堪へ、而も强健にして、其の任務を果すだけの體力を有して居つたと云ふことを考へても、どうしても火食を廢することが飼育法の急務と信ずる、それが簡單でありますし、馬の强健を來す原因として大に歡迎すべき方法ではないかと思ひます、陸軍では現に水を吞ませて火食はして居らない陸軍が徵發した馬は戰時に於いては煮炊はしないのでありますから矢張平素に於いても、煮炊をせしめない飼育方法が必要と信じます、中々此の事を吾々が話しますけれども農民は從

來の慣習に囚はれて改めることを致しませぬのは、頗る畜産界の爲めに歎はしい次第と思ひます、獸醫學者に聽いても、實驗家に依つて其の說を徵しても、煮炊をすることを廢する方が、馬を丈夫にする一番の良方法であると云ふことを言はないものはないのであります、若し政府が此の慣習を打破せしむべく講演せしめ、農民を導き此の方法を講じたならば、農民も其事を悟つて、燃料を刈取ることも無くなり、隨て山には木が生へて來る、洪水の患が無くなる、肥料が澤山出來る薪を刈取る力を以て、さうして馬の飼養を求むると云ふ餘力が茲に生じて來るのであります、農業改良の捷徑之に過ぐるものは無いと確信します、又牧草栽培の奬勵を爲すこと、是は善草無ければ良馬無し――善い草が無ければ良い馬が無いことは明かである、牧草問題は此馬の問題と離れることは出來ない、政府は今回開墾助成法案を提案して、食料問題解決の一策とせられました事は、大に喜ぶ所でありますが、一方此馬の飼料の上から考へると、草を刈取る地は段々狹められて居る草は乏しくなつて來る、馬の飼料を得るに困難して來るのでありますから、宜しく茲に牧草を栽培せしめて、小さい面積から澤山の飼料を取集める方法を講ずることが、一番急務と考へます、牧草栽培の奬勵は是に於てか大に國が爲すべき責任あるものと考へます、牧草中に於ても「アルフワルフワー」と云ふ大きく伸びる草、斯う云ふものは、牧草として非常に好いと云ふ定論があるのであります、農事試驗場の如きも、牧草の試驗等に對しては、甚だ冷淡なる狀態になつて居ることは歎はしいことに考へます政府は宜しく斯る點に對し、十分奬勵の策を執ることが必要なりと考へます、其他奬勵策として攻究すべき事は、種々あることゝ考へますけれども、差當り以上三事項を申述べて建議案の趣意と致します、何卒諸君の御贊同を仰ぎます（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、特に十八名の委員に付託せられんことを望みます。

「贊成々々」と呼ふ者あり

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

「異議なし」と呼ふ者あり

○副議長（濱田國松君）　御異議が無ければ、議長指名十八名の委員に付託することに決します、日程第九、福井縣三國港築港に關する建議案を議題と致します、提案者の辯明を求めます――熊谷五右衞門君

第九　福井縣三國港築港に關する建議案（熊谷五右衞門君外四名提出）

福井縣三國港築港に關する建議

福井縣三國港は縣下三大河川の湊合せる九頭龍川及竹田川の河口に位し通舟の區域甚た廣く之か交通の便否は全縣下產業の發展に影響する所大なるのみならす本港の築港事業は陸に鐵道を有する今日海陸連絡上實に緊切の事業なりとす依て政府は速に調査を遂け少くとも二千噸級以上の船舶出入に支障なき程度に於て築港を爲し以て一は國家有事の際に備へ一は地方海陸產業の發展に資し日本海沿岸海陸交通の良商港たるに至らしむることを望む

右建議す

〔熊谷五右衞門君登壇〕

○熊谷五右衞門君　唯今議題に上りました、福井縣三國港築港に關する建議案の提出の理由を一言述べます、本案は昨年の議會に於きまして、滿場一致を以て可決致したる議案であります、此福井縣三國港と稱へます港は、福井縣の三大川九頭龍川に竹田川を合せまして、日本海に注ぐ所の河口に在るのであります、福井縣の總ての物資は、多く此港に集散致したのであります、藩政時代に在つては大に繁昌を致したのである、又石川縣抔にも物資を供給致して居つた港であります、此北陸鐵道が開通致しましてより、少しく形勢が變つて參りましたが、近年又此三國港へ向けて金津驛より支線が出來まして、海陸の連絡は出來て居るのであります、然るに陸上の設備は出來ましたけれども、海の方の設備はまだ出來て居らぬのである、即ち跛の形を爲して居ります、先年九頭龍川の改修が行はれました、然るに港灣の設備が完全でない爲めに、出水致しまする度每に、却て三國町の家屋に浸水すると云ふやうな變態を來して參つたのであります、又此水は逆流致しまして、其附近に在ります所の、蘆原溫泉場を浸水すると云ふやうな慘狀を呈するのであります、此九頭龍川改修と能く似て居ります、富山縣の庄川改修と云ふのが同時に行はれました、其時に當りまして、庄川改修の殘餘金を以て、伏木の築港が出來たのであります、然るに九頭龍川の殘餘金を以ちましては此港內の設備を直さずして、上流の日野川へ持つて參つたのであります、それ故に同樣な港でありまする所の伏木港は、其大築港が出來ましたが、三國港は其儘に放任してあつて、却て出水の度每に家屋に浸入するの慘狀を呈することになつて居ります、段々此浦鹽方面及清津地方と連絡の頻繁になるに際しまして、此三國築港を致しまして、三國築港が出來ます上に於ては、啻に三國町の繁榮を來すのみではありませぬ、即ち附近の一市三郡の洪水を防ぐと云ふことになりますから、何卒諸君の御贊成を願ひたい次第であります。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

「贊成」と呼ふ者あり

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

「異議なし」と呼ふ者あり

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ動議の如く決します。

○岩崎勳君　此場合便宜上日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に日程第二十四、染料工業保護の爲關稅改正に關する建議案を議題とし、委員長の報告を求め、且つ其審議を進められんことを望みます。

「贊成」と呼ふ者あり

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

「異議なし異議なし」と呼ふ者あり

○副議長（濱田國松君）　御異議が無ければ日程は變更せられました――日程第二十四を議題と致します委員長の報告を求めます。

第二十四　染料工業保護の爲關稅改正に關する建議案（鈴木錠藏君外一名提出）（委員長報告）

○中村啓次郎君　議長。

○副議長（濱田國松君）　中村啓次郎君。

〔中村啓次郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○中村啓次郎君　染料工業は、一面は染色品の製造工業でありまするが、他の面に於きましては、工業の行程中に於きまして、高度の爆發藥が出來るのであります、又綿火藥の自爆を防止する安定藥も出來るのであります、一朝有事の場合に當りましては、毒瓦斯に消毒瓦斯等を製造致しまする工場に、充當することが出來るのであります、右の如く日常に於て必要であるのみならず、軍事上に於きましても、洵に必要なる工業に屬するのであります、從來染料に付ては獨逸が獨占的立場であつたのでありますが戰爭の結果獨逸より染料が入つて來ないと云ふことになりまして、御互其生活を脅かされたることが、甚だ大であつたのであります、然るに國民の非常なる努力奮勵の結果、今日に於きましては稍々其製品は獨逸品の蹟を躡するやうになり、亞米利加品に對しては、亞米利加よりも尙ほ優越なる製品を得るに至つたのであります、今暫く之を援助して助長することになりますれば、自給自足を致したる上に、尙ほ支那及南洋方面にまでも販路を擴大するに至る勢を有して居る次第であるのであります、然るに休戰後急轉直下の經濟上の打擊を受けまして、此盛んに起らんとしたる有望なる事業は、此儘傍觀致して置きまする場合には、遂に衰滅に歸するより外ない有樣になつて居るのであります、建議案は之を救濟する方法と致しまして、五割の輸入關稅を打立てたいと云ふことの建議案でありまして、委員會は三回開かれました、政府の言明を聽き、委員長は委員會の旨を承けまして、政府と直接交涉を致したのであります、委員會の意嚮に於きましては、關稅を打立てまするのには、勢ひ列强に對する外交上の事も考へなければならないのでありまするが、幸に米國に於きましては、既に此染料の關稅六割の輸入關稅を打立てゝ居るのでありまするし英國に於きましては、本年の二月二十五日に於きまして、絕對に外國品の輸入を禁止致したのであります、右樣の次第でありまするが故に、帝國が關稅保護の政策を執りましたる所で、外交上何等の支障を生ずるに至らないのであります、而して現今日本の此染料に關しまする關稅政策は、どうしても此關稅法を改正しなければならない事情に差迫つて居るのであります、それは戰前に於きましては、國內に於ては何等の染料は無いのでありますが、僅に藍がありますばかりで、其他の染料が無いのであるから、染料を保護すると云ふことは、更に必要が無い、そこで原料品である所の「アニリンオイル」とか、或は「ベンゾール」とか云ふやうな原料に對しては、從價二十割の重い稅が課

つて居るにも拘らず、染料に對しましては即ち此「アニリンオイル」より採る所の「アニリン染料」若くは「アニリンソルト」等に就きましては、一方は僅に七「パーセント」一方は九「パーセント」原料は二十一「パーセント」であつて染料が七「パーセント」乃至九「パーセント」と云ふのであるから、此染料を製造すると云ふ立場になりましたる今日に於きましては、此染料工業は保護を受けざるのみならず、迫害を受けて居る次第であるのであります、此點に於きまして、どうしても、此染料に關する關税は改正をしなければならない、立場になつて居るのである、而して從來日本は此染料に對しては、保護政策を執らないかと言ひまずると云ふと、僅に唯一の此藍を保護する爲めに――藍の染料を保護する爲めに、人造藍に對しては人造藍の粉狀の物に對しては毎百斤四十圓、泥狀の物に對しては從價二十割の保護關税を立てゝ居るのでありますから、主義と致しましては、其程度より唯今私共の要求致して居るものは五割であり、從來此關税法に定めて居るものは二十割であるだけでありまして、主義と致しましては矢張染料の保護關税政策を執つて居るのであります、今日此儘座視傍觀すれば衰滅に歸すべきものを、五割の關税を打立てますれば、玆に唯今申したやうに、立派に將來發展すべき國産事業が起るのでありますが、どうかして此案を通過させたい、而して政府をして直ちに之を實行させたい、直ちに實行するに非ざれば、巧みにして遲からんよりも、極めて拙速を貴んで、之を救濟すると云ふことでなければ、唯今染料工業は眞に轍鮒の嘆があるのであります、之を救助すること遲きに至れば、遂に如何なる名案を以て之を救助しても、再び救ふことの出來ない狀態に在るのであります、右樣な委員會の意嚮は、政府者も之を聽取しまして、政府の方では、矢張何等かの方法を以て之を保護しなければならないが、政府としては補給の方法に依つて救助しやうか、或は關税政策を以て之を保護しやうか、或は關税及補給の兩案を提げて之を補給すべきか、保護をすべきかと云ふ點に付て、唯今考慮中であると云ふのであります、右樣な質問應答を重ね交渉を重ねたる結果、委員會は全會一致を以て此案を可決したのであります、速に可決せられんことを希望致します（拍手起る）

○岩崎勳君　議長。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君。

○岩崎勳君　本案は、委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議無ければ、動議の如く決します――日程第十、衞生博覽會開設に關する建議案を議題と致します、伊東重君。

第十　衞生博覽會開設に關する建議案（伊東重君外六名提出）

衞生博覽會開設に關する建議

衞生思想の普及は一日も忽にすへからす今や平和克復列强相競ふて國民の回復を圖るの秋に於て衞生思想涵養の急なる今日の如きはなし仍て此の際衞生大博覽會を開設して國民の耳目を新にするの必要ありと認む政府は速に之を開設せられむことを望む

右建議す

〔伊東重君登壇〕

〔拍手起る〕

○伊東重君　本議題に就て、極めて簡單に其理由を申述べます、我國に於ても、戰後の經營極めて多種多樣ありますけれども、其中に就て衞生思想の普及向上を圖ると云ふことは、最も必要にして、且つ急なるものゝ一つであると吾輩は信じて居る、御承知の通り世界の大亂終熄して、各國皆な鋭意國力の回復を圖りつゝある次第ですが、其國力の回復を圖るに付て、各國は先づ此衞生と云ふ事に重大の注意を拂つて居ることは、我國に於ても深く考へなければならぬ事と思ひます、聞く所に依れば英國政府は特に衞生省と云ふ一省を新たに設けて、衞生大臣を置かるゝと云ふ議案を議會に提出して居ると云ふことですが、實に戰後の經營として最も適當なる思付と思ひます、我國に於ては昨年同僚の金杉英五郎君は衞生行政中樞機關擴大の建議案を本議場に提出して諸君の御贊成を得ましたけれども、此四十一議會に於ては政府より精神病院法案、結核豫防法案「トラホーム」豫防法案、僅に此三案の提出を見るだけにして、戰後の衞生的經營施設として、何等雄大なる抱負のあることを聞くことを得ざりしは、吾輩の深く遺憾とする所であります、西洋に於ては此戰後の經營をやるに皆な此衞生と云ふ思想に其基礎を置いて居る、御承知の通り學校衞生にも、軍隊衞生にも工場衞生にも、産業衞生にも、皆な悉く衞生に關せざるものは無いし、殊に目下世間で公表されつゝある所の社會政策なるものも、或は疾病救助、或は治療救護、其他色々の點に於て衞生と相俟つて解決を得るものは、社會問題の半ば以上に居る譯です、西洋では目下其國力を回復するに汲々として、又其國力の回復の速度も甚だ速なる譯であります、現に休戰條約後僅に四箇月にして、今日我國の輸入超過を見ても、如何に彼等の努力して居るかと云ふことは窺はれる次第であります、翻つて我國を見て如何と云ふに、西洋の醫者、殊に傳染病研究者は斯う云ふ事を言つて居る、傳染病の研究には先づ日本に行くべし、それはどう云ふ譯かと云ふと、我が日本に於ては總ての傳染病が能く具備して居る「ペスト」もある、虎列剌もある窒扶斯もある、發疹窒扶斯もある、赤痢もあるが、他國に行くと是は別々に研究しなければならぬけれども、日本へ行くと皆な是等を一緒に研究する便宜を得るから、先づ傳染病を研究しやうと云つたら、日本に行くが一番便利であると言ふ、我國は幸に國威發揚して、今日では五大列强國の一に算へられて居りますが、實に此衞生の一點に至りましては、斯う云ふ闇黑面を有して居る次第である、是は吾等一衞生に關係して居る者のみの遺憾とする所であるまいと存じて居る、それで今此衞生博覽會を設けたいと云ふ手短かなる趣旨は、彼我の衞生の懸隔は甚しき今日に於て、最も單簡にして短時日の間に能く此目的を達して、衞生思想の普及向上を圖ると云ふことには、先づ或る一定の場所に色々な衞生上の新智識材料を蒐めて、我が國民の目前に暴け出し、彼我の優劣を親しく示し、又彼我の戰前戰後の衞生的智識を皆な一堂に蒐めて、彼我の比較を目前に敎へると云ふ事は、是は最も捷徑であると信じて居る、是は吾等同志の衞生博覽會を戰後の第一著手として開設したいと云ふ所以であります何卒滿堂の諸君の御贊成を仰ぐ次第であります（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は、帝國博物館完成に關する建議案の委員に、併せて付託致したいと思ひます。

〔「贊成々々」の聲起る〕

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ、岩崎君の動議の如くに決します――日程第十一、東京帝國大學醫科大學藥學科擴張に關する建議案を議題と致します――提出者金杉英五郎君。

第十一　東京帝國大學醫科大學藥學科擴張に關する建議案（小林源藏君外三名提出）

東京帝國大學醫科大學藥學科擴張に關する建議

政府は東京帝國大學醫科大學藥學科の擴張を計畫し速に實施せられむことを望む

右建議す

〔醫學博士金杉英五郎君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○醫學博士金杉英五郎君　私は唯今議題に上りましたる東京帝國大學醫科大學藥學科擴張に關する建議案に付て其趣旨の大體を御説明申上げたいと思ひます、申上げるまでもなく生活體の變化、即ち疾病を豫防治療致しまするのは醫術であります、之を研究致しまする學問は醫學であります、而して其醫術に付ては種々の補助材料補助機關を要しまするけれども、最も必要なるものは藥物で有ます、其藥物を研究致しまする學問が即ち藥學で有ます、其故に生活體の變化、即ち疾病を治療救濟するに當りましては醫學と藥學と云ふものは恰も車の兩輪の如きもので有まして、決して偏倚するを許さゞる筈のもので有ます、然るに我國に於きましては御承知の通り醫學は著しき進歩を見たるにも拘らず、藥學は遲々として振はざる狀態にあるのであります、其一の證據は世界の大亂に當て、歐羅巴並に亞米利加等よりの藥物輸出が杜絶されたるが爲めに、當局者並に醫事衞生に關係する人々の狼狽周章致しましたことは、各位の周く御承知あらせらるゝ通りの次第であります當時吾々は國民の衞生保健の上に頗る心配致し、如何に成行くものやと苦慮致すこと尠からざりしものであります、然るに我が東京醫科大學に於て、藥學部に於きましては專心努力、不足なる藥物の製造に取掛りまして、數種の貴重なる藥物を製出することが出來て、範を一般に示して、他の製藥會社其他衞

生試驗所と云ふやうな所に、藥劑を製造することに付て頗る便宜を與へましたる次第であります、是に於て今日の所では漸く自給の途が著いたやうではありますけれども、率直に申しますれば、其品質決して精良でありませぬ、而して其價格が決して廉くありませぬ、之を精良ならしめ價格を低減するの方法を講ずることは、目下の急務であると信ずるのであります、今後若し事有つて外國より輸入を杜絶さるゝやうなことが長く續くことがあつたならば、吾々は再び國民の保健衞生に付て非常なる心配をせねばならぬことに立至るのであります、何故に醫學の進歩したるにも拘らず、藥學は右のやうな狀態であるかと申しまするに、指導者其人無きにあらずであります、作業者其人無きにもあらず、材料其もの無きにもあらず、全く經費の不足から來て居りまするやうな次第であります、即ち藥學の研究所としては最高學府であるべき筈の東京帝國大學醫科大學藥學科の經費と云ふものは給料を除いては年額僅に八千圓であります、少し物を粗末にする人であつたならば試驗管を買ふだけでも八千圓位の金は直きに使つてしまひます、僅に八千圓の年額の經費では何をすることも出來ないのは當然でありまして、之を指導し之を作業するの人あり、材料も十分あるにも拘らず完全に之を製出することの出來ないのは、全く費用少くして設備の不完全なる爲めと申さなければならぬのであります、右樣の次第でありまする爲めに、學生募集も僅に十五人――藥學の最高學府で僅に十五人の學生を養成するに過ぎざるやうな狀態でありまず、現政府は本議會に於きまして高等教育機關の擴大を圖られ、空前の大事業を御企てになりましたことは、頗る慶ばしき事であります、高等學校の增設可なり、學校の昇格可なり、又藥學校の增設可なりであります、併ながら最高學府の藥學部が如何になつて居るかと云ふ事にも御注意ならずに、唯々漫に學校を殖やして、中には試驗管一つも無いと云ふやうな事が後來出來したならば、實に表だけは立派であつて、馬鹿々々しき事に立到りはせぬかと心配するのであります、新たに藥學校を設けます事は決して不同意ではありませぬが、どうしても夙くより設けられ研究されて居る所に比較致しますれば決して是れと比較することは出來ない筈のものであるのであります、況や帝國大學醫科大學藥學部より出た所の人が、其の新しい學校の教師になるやうな始末でありますから本に付いても大に考慮を煩はさなければならぬと考へるのであります、是れが本案を建議致しましたる趣旨の大要でございまするが、序に政府當局も、局長なども見えて居るやうでありますから、一言申上げて置きたいことは、吾々は屢々建議を致しました、昨年も數回建議に干與つて居ります、而して諸君の非常なる御同情に依りまして、滿場一致可決して居ります、而して政府當局者も何時も大贊成だと云ふことを言はれて居ります、然るにも拘らず先刻伊東重君の述べられた通り、衞生行政の中樞機關擴大に關する事の如きも、本年は何等かの形になつて議會に現はれると存じて居りました所が、何時も調査中である考慮中であると云ふので、今日未だ現はれて來らざるやうな狀態であります、他に多額の金を出して新設の事をやるにも拘らず、滿場一致衆議院を通過して居る所の建議案に向つて、政府も同意して居ると云ふものに對して、何等の形も現はれざると云ふことは、私は此建議案と云ふものは議員に對する一の慰安法と心得て居るのではないかと疑ふ次第であります、今日實は此事も頼まれまして――小林源藏君か大口君かする筈であつたのでありますが、私に是非して呉れと云ふ事であるから此處に現はれた譯であるが、實は建議案の時に現はれて玆に御話する事は、私は御免蒙ると云ふ實を申して頗る考へた次第でありますが、折角朋友諸君からの御依頼でもあるし又此事は非常に必要な事であるとも信じたる爲に。二年掛るか、三年掛るか、慰安法であるか知らぬけれども、兎に角私の責務だけは盡して置く次第であります、當局者に是だけは御注意申して置きます、宜しくどうぞ……（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長(濱田國松君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議なければ、岩崎君動議の如く決します――日程第十二、工業原料植物研究所設置に關する建議案を議題と致します、鵜澤總明君。

第十二　工業原料植物研究所設置に關する建議案

（鵜澤總明君提出）

工業原料植物研究所設置に關する建議

近時工業用植物原料の缺乏日に甚しく之を等閑に付するときは將來國內の生產力を減損するの虞あり因て政府は速に工業原料植物研究所を設け以て原料植物に關する研究を行はしめ汎く利用及供給の途を講せしめむことを望む

右建議す

〔法學博士鵜澤總明君登壇〕

〔拍手起る〕

○法學博士鵜澤總明君　工業原料植物研究所設置に關する建議でありまするが是は事柄に付きましては全く門外漢でございますして、十分に專門家の說明を承つて、初めて極めて重大なるものであると云ふ事を覺つた案でございまするが、此案は三月十日に貴族院に於きまして全く同一の趣旨を以て建議せられまして、然も重大なる案なるが故に特別委員に付託して研究すべき攻究すべきものである、斯う云ふ風になつた案でございます、而して此案の大體は說明書に盡されて居りますからして、極めて大體を申上げたいのでありまするが、此普通の工業試驗所に於きまして研究致して居ります事柄は、原物の原料品或は製品と云ふやうなものゝ調査に掛つて居るのでありまして、此原料品の本となりまする原料植物それ自體の研究と云ふものは無いのであります、所が此工業の盛になるに從つて原料品を要することは固よりであり、原料品を要することが段々多くなりますれば隨て其原料品の根本となつて居りまする植物質の研究と云ふものは、甚だ重大なるものであらうと思ふのであります、詰まり此案に於きましては例へば纖維植物に付ての事と致しまするならば、如何にして此纖維の數量を增し、又は纖維の實質を改良して良くすることが出來るかどうか、斯う云ふやうな事を研究するのでありまして、非常に大事なものであらうと思ふのであります、そこで先づ原料植物として研究すべきもの、其項目と致しましては、纖維植物、染料植物、香料植物、軍需用品の原料となる植物、食品の原料となる植物、嗜好の原料となる植物、脂肪油蠟の原料となる植物、樹脂護謨漆の原料植物、單寧原料植物、鳥黐原料植物、木材植物並に竹材植物、「コルク」原料植物、醱酵微生物酵素原料植物、泥炭植物、砂防植物、水衞生植物、斯う云ふやうに研究すべき材料が澤山あるのであります、是等に付きまして此研究と致しましては、固より此植物其物に亘つて深く專門的研究を遂げるのでありますからして、どうしても國立の組織と致しまして、十分に專門學者を網羅するに非ずんば、實際に研究を完うすることが出來ないと云ふことになるのであります、併ながら單に研究それ自體が目的でないのでござりまして、其研究を段々に工業に應用する、即ち利用厚生と云ふことに目的が存在して居るのでございますからして、どうしても料用を離れることは出來ない、藥用の植物は或は農商務省の管轄に於て研究して居るやうでもござりますし、其點に付ては此工業原料法には入つて居りませぬけれども、此工業原料の植物研究と致しましては、どうしても是れは農商務省の所管に屬すべきものであらうと思ふのであります、それで先づ極めて概略でござりまするが、創立費と致しまして、建築、機械、器具等を合せて先づ約三十萬圓乃至四十萬圓を要することであらうと思ふのであります、而して此年々の經常費は七萬圓乃至十萬圓の程度を以つて、先づ臨時の目的を達することが出來る次第であると云ふことになるのであります、斯の如き研究所は、英、米獨、佛或は墺地利、是等の諸國に於きましては、既に各種の名稱を以て、或は各種の形式を以て研究されて居りまするし、殊に北米合衆國の農務省の如きに於きましては、非常に大なる研究所があると云ふやうなことになつて居りまして、洵に重大なる事柄であらうと考へる次第でございますから、どうか諸君の御贊成を仰ぎたいと思ひます、尙ほ貴族院に於きまして三宅博士の提案の說明がございますから、是は併せて御參考にして戴きたいと思ふのであります、どうか宜しく御贊成を願ひます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長(濱田國松君)　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議がなければ、岩崎君の動議の如くに決します、日程第十三、大船渡、久慈間鐵道敷設に關する建議案を議題と致します、提出者高橋嘉太郎君。

第十三　大船渡久慈間鐵道敷設に關する建

議案（高橋嘉太郎君提出）

大船渡、久慈間鐵道敷設に關する建議

本鐵道は巖手縣氣仙郡大船渡より上閉伊郡釜石、大槌、下閉伊郡山田、宮古、田老等を經て九戸郡久慈町に達する海岸線にして其の沿線たる海には魚族の豐富なるあり陸には埋藏せる無盡藏の鑛物及曾て斧鉞を入れさる鬱蒼たる大森林あり之等は忽にして運輸の便を得る等産業發達上其の益する所啻に東北振興の一端を實現するのみならす國家の裨益多大なるを信す政府は速に之か敷設に著手せられむことを望む

右建議す

〔高橋嘉太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○高橋嘉太郎君　建議案の趣旨を簡單に説明致しまする、詳細は建議案に載せてありますから略しまして、唯々此處に一言致しまするのは、此三陸沿岸鐵道線路なるものは、日本海に於ける羽越沿岸鐵道と相俟つて、共に完成を告ぐべき資格あるものと信じます（「ひや〳〵」「謹聽」と呼ふ者あり）果して斯の如くなりますれば、三陸兩羽の並行を保ちまして、東北振興は期せずして實現するのでございます其結果即ち國家の福利を增進すること多大なるものなりと信じます、是れ本案を提出致しました大體の理由でございます。

○岩崎勳君　本案は議長指名九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「贊成々々」の聲起る〕

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ、岩崎君動議の如く決します、日程第十四、鐵道統一に關する建議案を議題と致します、提出者柏原文太郎君。

第十四　鐵道統一に關する建議案（柏原文太郎君外四名提出）

鐵道統一に關する建議

惟ふに國家經濟及國防の發展より視て鐵道の完備を急務とするは固より言を俟たす之を歐洲大戰の實蹟に徵するも歷々として鐵道か國家の生存の命脈たるを證示せさるはなく政府か戰後經營の第一著手として其の延長改良を斷行せむとするは洵に機宜に適するの國策と謂はさるへからす

從來政府か孜々として國有線の延長改良に努力するに拘らす顧みて幾多分立の私設輕便鐵道を看れは其線路は區々數哩乃至數十哩の短距離に終始して殆と百哩に達するものなく其の資本は甚た少額にして其の設備は亦頗る不整なり而も是等鐵道中中越、成田、中國、南海、博多灣、東武の如きは最國有線に相密邇して樞要の聯絡接續に當り地勢の便利より見るも輸送の系統より察するも將た國家經濟の見地より判するも須らく統一的設備の下に管理せさるへからさるものにして國有法制定の當時首めに我か衆議院を通過したる原案は正しく此數者に川越、上武、水戸、近江、河南、尾西、豐川、高野、豆相を加へ通計此等十五鐵道を併せて一氣に之を買收するの豫定なりしなり亦以て至然の趨向を察すへし唯偶貴族院か買收費の膨大を顧慮するあり兩院協議姑く此等十五鐵道を削除したるか爲十數年後の今日に至る迄此等の鐵道は箇々分立して其の營業を繼續し來れり然れとも輓近鐵道資品の暴騰に會し各社皆其の經營に困しみ纔に運賃の値上に依りて應急姑息の計を執れるもの丶如く其の設備の改善の如きは得て容易に望むへからさるの狀あり此如くむは國有線獨り延長改良に鋭意努力するも私設線の步武之に伴ふ能はすして國家鐵道全體より大觀すれは恰も半身不隨の病者たるを免れさるへし今日の輕便鐵道中其の首要なるものは單に國有線の營養線たるに止らす其の手足として大に活躍を要するものなるに其の血行の不良此の如きものあり豈關心の事態に非すや抑小會社分立の國家經濟上に不利なるは固より言を須たさる所にして殊に鐵道に於て甚しと爲す蓋鐵道か小會社分立の爲に設備の整齊運賃の統一を缺くは勿論監督機關は重複を來し貨物の積換旅客の乘換等には多大の時間を徒費し車輛運轉の能率は減耗し資品の購入には不利を招く等其の弊や殆と枚擧に遑あらす現内閣にして苟も交通機關の完備を標榜し既に鐵道に對する延長改良の大計畫を確立したる以上は百尺竿頭一步を進め更に私設線の首要なるものを銓考して速に第二次買收を斷行し個々分立の鐵道を統一して或は海陸聯絡の設備を整へ或は幹枝線接續の敏活を計り或は貨車の不足を補充し或は車輛運轉の能率を增進する等先つ現存機關の内容を充實して整備齊頓の實効を擧けさるへからす是れ實に我か交通政策に於ける眼前の急務なりとす

右建議す

〔柏原文太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○柏原文太郎君　鐵道統一に關する建議案提出の理由を簡單に申上げます、鐵道國有法の施行以來十三年を經過致しまして、此間に鐵道の改良建設等も大に進步を致しました事は、確かに認められるのでございます、殊に本年度に於きましても、三千萬圓の建設費と、九千五百四十一萬餘圓の改良費と云ふ、さう云ふ多額の費用を投じて、此改良を圖ると云ふことでありまするから、政府の經營致して居りまする所の鐵道は、大に面目を一新致すのであります、殊に現内閣は交通機關の整備を主なる事項の一と致して揭げられて、之を實行するが爲めに、前に述べましたる費用を計上したるのみならず、此度七億四千四百萬圓と云ふ多額の費用を投じて、八年度より十八箇年間の計畫を以て、此鐵道の建設並に改良の大業を完成しやうと云ふ案を御立てになつたやうでございます、是は寔に結構な事であると考へます、鐵道が國家の經濟上若くは國防上、其他の交通上に必要なることは、申上げるまでもない事で、殊に此度の歐羅巴の戰績に徵しまして、鐵道が國家存立の上に至大の關係を持つて居ることは、明に示されたことでございます、此際に於て戰後の經營の第一著手と致して此大計畫を定めたと云ふことは、寔に機宜に適したる處置と思ひます、唯々奈何せん此計畫を爲すと共に、現内閣に於てはもう一つして戴かねばならぬ事があるのであります、此計畫は如何に之をなさるか、詳細の事はまだ發表を得ませぬのでありまするが、政友會の内閣に於て鐵道國有法を議會に提出したる當時に於ては三十二線の私設鐵道を買收致しまして、之を一氣に改良を加へて、完成を期すると云ふ意味であつたのであります、然るに貴族院の修正に遭ひまして、其中十七鐵道の買收を致しまして、あと十五の鐵道は其儘にまだ私設として今日殘つて居るのであります、此十五の鐵道は長くも百哩に達せず、短きは十數哩のものであります、是等が分立致して居りまして、未だ國家の施設と相應ずることの出來ないものが中々多いのであります、其中に於て此國有鐵道と最も直接の關係を有して居り政府も——其時の内閣も當初に於ては鐵道政策上是非だけはどうしても統一せねばならぬと云うて、提出を致しましたもの丶中に於て、或は中越鐵道の二十九哩の如き、是は臨港の鐵道でありまして、殊に北越の幹線に連つて居ります、或は成田鐵道の四十五哩の如き、或は東武鐵道の九十六哩の如き、或は博多灣鐵道の十七哩の如き、或は中國鐵道の五十哩の如き、或は河南鐵道の四十二哩の如き、斯の如きものは最も國有線と密接の關係を保つて居りまして、どうしても之を統一しませぬと云ふと、國有線の機能を十分發揮することの出來ないやうな場合があらうと思ふのであります、（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）加之其他の鐵道に於きましても、尙ほ殘つて居りまする水戸鐵道以下の九鐵道に於きましても、何れも其樣なる關係があつて、當初内閣に於ては此線を撰定致したものであらうと考へます、然るに此鐵道は十三箇年の間、其儘に放置されて居る、斯樣な狀態であります、翻つて私設鐵道の狀態を見ますと云ふと、どうも近時鐵道用品の騰貴を致しました爲めに、經營が甚だ困難であると云ふので、輕便鐵道と云ふやうな風に變形を致して、運賃の値上をして、纔に姑息なる計畫を致して居ると云ふやうな有樣もあるのでありまして、到底其改良の實などは擧げることは出來ないやうであります、で斯の如き事でありますると、唯々幹線のみ單り完成を致しまして、大に改良された所が、どうも之を營養する所の支線若くは臨港線と云ふやうな、最も肝要なる線が、どうも十分なる照應をすることが出來ないやうな有樣になりはせぬかと考へます、で政府は今度斯の如き鐵道の大計畫を立てまして、之を遂行するに於ては其改良事業の一つとして、當然是等の鐵道は買收を致して、或は其中に於て銓衡を致して、緩急前後の差はあらうと思ひますけれども、之を買收致して之を統一し、而して運輸系統を完全にし、地勢を利用して此運輸上の便益を大に圖ることではあらうと考へますが、殊に此鐵道國有法を制定致したる所の内閣に致ては、貴族院に於て一時修正を加へたと云ふけれどもそれも、其理由としましては鐵道資金が餘り大きくあつて、財政上經濟上に不安を感じはせぬかと云ふ理由で、是は暫時見合したのでありますが其時と今日とは大に經濟上財政上の狀態が異つて居

るので、殊に七億四千四百萬圓の以上資を投じて改良すると云ふ今日でありますから、是等の鐵道を買收する資力に於ては缺けて居らぬと思ひます、其故に此際にどうか最初の鐵道政策である所の其政策の遂行を徹底的に致し、而して此幹支兩線の聯絡を完全にし、運輸の効果を増進する、即ち運輸能率と云ふものを増進させることが、國家の必要なる施設の一つではないか、斯う考へまして此案を提出したのでございます、詳細の事は委員會にて申上げます、どうか御贊成を願ひます。

〔伊東知也君「定足數を缺いて居ります」と呼ふ〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「贊成々々」の聲起る〕

○副議長(濱田國松君)　御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議がなければ、岩崎君の動議の如くに決します、此場合諸問事項がありますが第一部選出豫算委員武藤金吉君、第一部選出豫算委員林毅陸君、第二部選出豫算委員中村啓次郎君第二部選出豫算委員望月小太郎君、第三部選出豫算委員小田切磐太郎君、第五部選出豫算委員長田桃藏君、右六名より常任委員辭任の申出がありました、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議がなければ、許可することに決します、各其部の諸君は速に補缺選擧をせられて、御屆出あらんことを望みます。

○岩崎勳君　日程第十五以下に對しましては、延會の動議を提出致します。

〔「贊成々々」の聲起る〕

○副議長　濱田國松君　御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長　濱田國松君　御異議がなければ、岩崎君の動議の通り日程第十五以下總て延會と決します、次の日程は公報を以て報じます、今日は是にて散會致します。

午後四時三十一分散會

○大正八年三月十五日(土曜日)

午後一時十三分開議

議事日程　第二十三號

第一　耕地整理法中改正法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第二　史蹟名勝天然紀念物保存法案(貴族院提出)　第一讀會

第三　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第四　東京市に關する法律案(近藤達兒君外七名提出)　第一讀會

第五　農會法中改正法律案(中倉萬次郎君外十名提出)　第一讀會

第六　會計士法案(近藤達兒君外一名提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第七　司法代書人法案(鈴木富士彌君外一名提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第八　地租條例中改正法律案(田中隆三君外二名提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第九　耕地整理法中改正法律案(田中隆三君外二名提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第十　國立博物館建設に關する建議案(井原百介君外六名提出)

第十一　八丈島漁港修築に關する建議案(高木正年君外三名提出)

第十二　八戸、久慈間輕便鐵道速成に關する建議案(鈴木錠藏君外一名提出)

第十三　小學兒童口腔衞生施設に關する建議案(木下謙次郎君外一名提出)

第十四　長崎港海陸聯絡設備に關する建議案(則元由庸君外七名提出)

第十五　兩肥筑貫通鐵道敷設に關する建議案(川原茂輔君外二名提出)

第十六　音樂學校設置に關する建議案(鵜澤總明君外二名提出)

第十七　財政整理に關する臨時調査機關設置の建議案(犬養毅君外三名提出)　(委員長報告)

第十八　北鮮、裏日本聯絡航路延長に關する建議案(上埜安太郎君外九名提出)　(委員長報告)

第十九　國立榮養研究所設立に關する建議案(河野徹志君外十四名提出)　(委員長報告)

第二十　日露語學校設置に關する建議案(松本誠之君提出)　(委員長報告)

第二十一　新見、庄原間輕便鐵道建設に關する建議案(湯淺凡平君外二名提出)　(委員長報告)

第二十二　鶴岡、大泉間國有輕便鐵道敷設に關する建議案(熊谷直太君外五名提出)　(委員長報告)

第二十三　木津川治水に關する建議案(齋藤珪次君外二名提出)　(委員長報告)

第二十四　(特別報告第六十四號)郵便局管轄區域變更の請願　(委員長報告)

第二十五　(特別報告第六十五號)上河內字宿に郵便局新設の請願　(委員長報告)

第二十六　(特別報告第六十六號)紀伊押手郵便局に電信電話架設の請願　(委員長報告)

第二十七　(特別報告第六十七號)高千帆郵便局に集配事務開始の請願　(委員長報告)

第二十八　(特別報告第六十八號)鍋西村に郵便局設置の請願　(委員長報告)

第二十九　(特別報告第六十九號)崎山村に郵便局設置の請願　(委員長報告)

第三十　(特別報告第七十號)豐田下村大字手洗字下飯塚に三等郵便局設置の請願　(委員長報告)

第三十一　(特別報告第七十一號)三刀屋村郵便局に電信事務開始の請願　(委員長報告)

第三十二　(特別報告第七十二號)渡戸郵便局に電信事務開始の請願　(委員長報告)

第三十三　(特別報告第七十三號)比樂島村に郵便局新設の請願　(委員長報告)

第三十四　(特別報告第七十四號)大町村福母に無集配三等郵便局設置の請願　(委員長報告)

第三十五　(特別報告第七十五號)國分郵便局に電信架設並集配事務開始の請願　(委員長報告)

第三十六　(特別報告第七十六號)大森區裁判所管內登記事務管轄區域變更並溫泉津町に登記所設置の請願　(委員長報告)

第三十七　(特別報告第七十七號)元三國區裁判所復舊の請願　(委員長報告)

第三十八　(特別報告第七十八號)西條町に區裁判所設置の請願　(委員長報告)

第三十九　(特別報告第七十九號)私立學校令第五條改正の請願　(委員長報告)

第四十　(特別報告第八十號)市町村立小學校教員俸給國庫負擔法支出額增率の請願　(委員長報告)

第四十一　(特別報告第八十五號)福山今市間輕便鐵道敷設の請願　(委員長報告)

第四十二　(特別報告第八十六號)山陰本線暗渠改造の請願　(委員長報告)

第四十三　(特別報告第八十七號)日光、足尾間鐵道速成の請願　(委員長報告)

第四十四　(特別報告第八十八號)熊坂信號所を停車場と變更の請願　(委員長報告)

第四十五　(特別報告第九十四號)賣藥印紙稅全廢の請願　(委員長報告)

第四十六　(特別報告第九十五號)賣藥營業稅法中改正の請願　(委員長報告)

第四十七　(特別報告第九十六號)山林伐採所得稅率改正の請願　(委員長報告)

第四十八　(特別報告第九十七號)立梅井堰水掛耕地特別地價修正の請願　(委員長報告)

第四十九　(特別報告第九十八號)町村に於て委任事務處理に付國庫金交付の請願　(委員長報告)

第五十　(特別報告第百號)神域保存の請願　(委員長報告)

第五十一　(特別報告第百一號)一目連神社を國幣大社多度神社座位に加列の請願　(委員長報告)

第五十二　(特別報告第百三號)埼玉縣秩父郡名栗村を入間郡に編入の請願　(委員長報告)

第五十三　(特別報告第百四號)埼玉縣秩父郡吾野村を入間郡に編入の請願　(委員長報告)

第五十四　(特別報告第百五號)按摩業を盲人の專業と爲すの請願外一件　(委員長報告)

第五十五　(特別報告第百六號)　新聞雜誌上御眞影奉揭方に關する請願　(委員長報告)

第五十六　(特別報告第百七號)新聞雜誌に御眞影奉揭取締の請願　(委員長報告)

第五十七　(特別報告第百十一號)刈谷田川大堰費補助の請願　(委員長報告)

第五十八　(特別報告第百十二號)下關港灣修築の請願　(委員長報告)

第五十九　(特別報告第百十三號)利根運河治水に關する請願　(委員長報告)

第六十　(特別報告第百十四號)利根江戸兩河川浚渫に關する請願　(委員長報告)

第六十一　(特別報告第百十五號)住の江港を輸入港に追加の請願　(委員長報告)

第六十二　(特別報告第百十六號)三國港開港の請願　(委員長報告)

第六十三　(特別報告第百十七號)稚內築港速成の請願　(委員長報告)

第六十四　(特別報告第百十八號)日本住血吸蟲病豫防撲滅事業費國庫補助の請願　(委員長報告)

第六十五　(特別報告第百二十號)銚子港漁港改築の請願　(委員長報告)

第六十六　(特別報告第百二十一號)富江港を漁港に修築の請願　(委員長報告)

第六十七　(特別報告第百二十二號)發明事業獎勵補助金下附の請願　(委員長報告)

第六十八　(特別報告第百二十四號)馬匹保健・衞生に關する法制定の請願　(委員長報告)

第六十九　(特別報告第百二十六號)帝國在鄕軍人會國庫補助の請願　(委員長報告)

第七十　(特別報告第百二十七號)山崎郵便局より三河郵便局を經て千種郵便局に達する公衆用電信及特設電話設置の請願　(委員長報告)

第七十一　(特別報告第百二十八號)德島縣畫間郵便局へ電信、電話、郵便集配事務開始の請願　(委員長報告)

第七十二　(特別報告第百二十九號)木田村に郵便局新設の請願　(委員長報告)

第七十三　(特別報告第百三十號)露領沿岸漁場に通信運輸機關設置の請願　(委員長報告)

第七十四　(特別報告第百三十一號)北千島漁場に無線電信設置の請願　(委員長報告)

第七十五　(特別報告第百三十二號)黑松村に郵便局新設の請願　(委員長報告)

第七十六　(特別報告第百三十三號)妾樂郵便局に集配並電信事務取扱開始の請願　(委員長報告)

第七十七　(特別報告第百三十四號)岐阜縣下伊自良郵便局集配事務開始の請願　(委員長報告)

第七十八　(特別報告第百三十五號)沼津本町郵便局に電信電話事務新設の請願　(委員長報告)

第七十九　(特別報告第百三十六號)大垣郵便局を二等局と爲すの請願　(委員長報告)

第八十　(特別報告第百三十七號)船岡村郵便局設置の請願　(委員長報告)

第八十一　(特別報告第百三十八號)脇町區裁判所白地出張所設置の請願　(委員長報告)

第八十二　(特別報告第百三十九號)　元三本松區裁判所復舊の請願　(委員長報告)

第八十三　(特別報告第百四十號)狩川村に區裁判所出張所新設の請願　(委員長報告)

第八十四　(特別報告第百四十四號)陰陽聯絡鐵道伯備線敷設の請願　(委員長報告)

第八十五　(特別報告第百四十五號)相生釧路間鐵道敷設の請願　(委員長報告)

第八十六　(特別報告第百四十七號)能越鐵道敷設速成の請願　(委員長報告)

第八十七　(特別報告第百四十八號)山陰鐵道千代川鐵橋改築の請願　(委員長報告)

第八十八　(特別報告第百四十九號)平町小名濱間鐵路敷設の請願　(委員長報告)

第八十九　(特別報告第百五十號)本吉郡縱貫輕便鐵道敷設の請願　(委員長報告)

○議長(大岡育造君)　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一議員の異動左の如し

愛媛縣郡部選出議員古谷久綱君の補充として岩崎一高君當選せられたり

一昨十四日政府より提出せられたる議案左の如し

(第三號)大正八年度歲入歲出總豫算追加案

(特第一號)大正八年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

(追第一號)豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

一去十三日貴族院より受領したる同院提出案左の如し

史蹟名勝天然紀念物保存法案

一去十三日議員より提出せられたる議案左の如し

市制中改正法律案

提出者　大口喜六君　白河次郎君

渡邊　昭君　近藤達兒君

植原悅二郎君　柏原文太郎君

町村制中改正法律案

提出者　大口喜六君　白河次郎君

渡邊　昭君　近藤達兒君

植原悅二郎君　柏原文太郎君

府縣制中改正法律案

提出者　大口喜六君　白河次郎君

渡邊　昭君　近藤達兒君

植原悅二郎君　柏原文太郎君

郡制中改正法律案

提出者　大口喜六君　白河次郎君

渡邊　昭君　近藤達兒君

植原悅二郎君　柏原文太郎君

東京市に關する法律案

提出者　近藤達兒君　高木益太郎君

關　直彥君　橫山勝太郎君

三木武吉君　賴母木桂吉君

磯部　尙君　鳩山一郎君

農會法中改正法律案

提出者　中倉萬次郎君　天春文衞君

武藤金吉君　上埜安太郎君

非原百介君　齋藤宇一郎君

川崎安之助君　西村丹治郎君

土井權大君　堀尾茂助君

小熊八郎右衞門君

東北本線安達驛又は松川驛、川俣町間輕便鐵道建設に關する建議案

提出者　平島松尾君　近藤達兒君

愛媛縣今治港開港に關する建議案

提出者　河上哲太君　政尾藤吉君

藤野正年君　成田榮信君

福島縣下松川驛又は安達驛、川俣町間輕便鐵道敷設に關する建議案

提出者　八田宗吉君　高岡唯一郎君

石射文五郎君

常磐線複線工事速成に關する建議案

提出者　高岡唯一郎君　八田宗吉君

石射文五郎君　小林源藏君

根本　正君

貫生川、加茂間輕便鐵道建設に關する建議案

提出者　非上敬之助君　長田桃藏君

中村喜平君

官吏恩給法及之に關聯する諸規程の改正に關する建議案

提出者　齋藤珪次君

一昨十四日議員より提出せられたる議案左の如し

竹林の病害研究に關する建議案

提出者　川崎安之助君　山內範造君

一去十三日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

陸海軍大臣及臺灣、朝鮮總督並關東都督任用資格に關する質問主意書

提出者　植原悅二郎君

支那に於ける帝國商標權侵害に關する質問主意書

提出者　上田彌兵衞君

一昨十四日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

青年指導に關する第三質問主意書

提出者　田中萬逸君

一今十五日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

東京市に於ける風水害豫防に關する質問主意書

提出者　高木益太郎君

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に揭載す〕

一去十三日辭任したる常任委員左の如し

第一部選出豫算委員　武藤金吉君
第一部選出豫算委員　林　毅陸君
第二部選出豫算委員　中村啓次郎君
第二部選出豫算委員　望月小太郎君
第三部選出豫算委員　小田切磐太郎君
第五部選出豫算委員　長田桃藏君
第五部選出決算委員　生田和平君

一今十五日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第一部
　豫算委員　粕谷義三君
　（武藤金吉君補闕）
　豫算委員　渡邊陳平君
　（林　毅陸君補闕）
第二部
　豫算委員　南澤宇忠治君
　（中村啓次郎君補闕）
　豫算委員　齋藤隆夫君
　（望月小太郎君補闕）
第三部
　豫算委員　井上敬之助君
　（小田切磐太郎君補闕）
第五部
　豫算委員　三土忠造君
　（長田桃藏君補闕）
第五部
　決算委員　西田銳吉君
　（生田和平君補闕）

一昨十四日委員長及理事互選の結果左の如し

阿片法中改正法律案委員
　委員長　大口喜六君
　理事　高橋本吉君
刑事訴訟法中改正法律案外二件委員
　委員長　工藤吉次君
　理事　近藤達兒君
會計法中改正法律案委員
　委員長　木下謙次郎君
　理事　澤來太郎君
馬匹奬勵に關する建議案委員
　委員長　藏內次郎作君
　理事　八田宗吉君
　　　　川崎克君
　　　　中村静興君

東京帝國大學醫科大學藥學科擴張に關する建議案委員
　委員長　大林森次郎君
　理事　鳩山一郎君
福井縣三國港築港に關する建議案委員
　委員長　熊谷五右衞門君
　理事　石原正太郎君
工業原料植物研究所設置に關する建議案委員
　委員長　鵜澤總明君
　理事　尾崎元次郎君
鐵道統一に關する建議案委員
　委員長　小林源藏君
　理事　柏原文太郎君
大船渡、久慈間鐵道敷設に關する建議案委員
　委員長　高橋嘉太郎君
　理事　古川清君

一昨十四日理事補闕選擧の結果左の如し

辨理士法案外一件委員
　理事　清水市太郎君
　（理事　工藤吉次君補闕）
木津川治水に關する建議案委員
　理事　奧田龜造君
　（理事　長田桃藏君補闕）

一今十五日委員長補闕選擧の結果左の如し

水産講習所內に淡水科特設に關する建議案委員
　委員長　廣瀨鎭之君
　（委員長小田切磐太郎君補闕）

一昨十四日辨理士法案外一件委員加藤定吉君辭任に付其の補闕として降旗元太郎君を、都市計畫法案外一件委員川崎安之助君辭任に付其の補闕として西川太治郎君を孰れも議長に於て選定せり

一今十五日水産講習所內に淡水科特設に關する建議案委員小田切磐太郎君辭任に付其の補闕として高橋本吉君を、東京帝國大學醫科大學藥學科擴張に關する建議案委員林爲良君辭任に付其の補闕として小林源藏君を、都市計畫法案外一件委員井坂光郎君、米田穣君、磯部尙君、三輪市太郎君辭任に付其の補闕として山內範造君、廣岡宇一郎君、小山田信藏君、赤尾彥作君を孰れも議長に於て選定せり

一今十五日衆議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の如く指定せり

一四〇　岩崎一高君

○議長（大岡育造君）　新に議席に著かれたる方を紹介致します、愛媛縣郡部選出議員岩崎一高君。

〔岩崎一高君起立〕

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　是より會議を開き御諸り申す事があります、第三部選出豫算委員鈴木富士彌君、第六部選出豫算委員紫安新九郎君、第四部選出請願委員一宮房治郎君、第七部選出請願委員藏內次郎作君右常任委員辭任の申立がありました、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ之を許可致します各部の諸君は速に補闕選擧を行ひ屆出あらん事を希望致します、更に尾崎行雄君、望月小太郎君海外旅行に付き、來る十七日より二十六日まで請暇の申出があります、許可するに御異議はありませぬか

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　許可致します、病氣に付き今十五日より向ふ十日間、磯野敬君より請暇の申出があります、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ之を許可致します、日程第一、耕地整理法中改正法律案第一讀會の續を開きます、委員長中倉萬次郎君。

○藏內次郎作君　今馬匹奬勵に關する委員會を開きたいと思ひます、どうか許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　馬匹奬勵法――許可致します

○高橋嘉太郎君　大船渡久慈間鐵道敷設に關する建議案の委員會を開きたいと思ひます、御許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します――第八の地租條例中改正法律案と、第九の耕地整理法中改正法律案と關聯したる議案なるに依り、一括報告を求められました、委員長に之を許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬから許可致します。

第一　耕地整理法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第八　地租條例中改正法律案（田中隆三君外二名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第九　耕地整理法中改正法律案（田中隆三君外二名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔中倉萬次郎君登壇〕

○中倉萬次郎君　便宜上今議長より許可になりました三案を一括して御報告致します、吾々委員に付託を受けました所の耕地整理法中改正法律案、此法律の骨子とする所は即ち國民食糧の產額增加の爲めに政府は開墾埋立干拓の事業を奬勵して、此耕地の擴張を圖ると云ふ趣意に於きまして、先般開墾助成法案が提出になりました、本會に於て通過せられまして、目下貴族院の審議中であります、此開墾助成法を實施するに當りまして、此耕地整理法の改正の必要の點が多々あるのであります、之が改正を致しまして、開墾助成法の目的を達するに付ても、便宜を得たいと云ふやうな趣意が骨子となつて居ります、委員會に於きましては、數回の委員會を開きまして政府當局者の出席を求め、政府より提案の趣旨も精細に說明をされました、委員諸君に於いても殆ど各條項に亘つて質問應答がありました、最後に農商務大臣の出席を求めまして、未だ發表にはなつて居りませぬけれども、新開等に於て開及ぶ所の開墾會社と云ふものも、追々成立すると云ふ模樣であるが、此會社が成立する曉に於て、開墾助成法に依つて與へる補給――補助と、今の開墾會社に對する補給等に付て、權衡を失する所はないかと云ふ所まで、齋藤君より質問がありましたが、農商務大臣に於いては其れ等の權衡を失するやうなことは無いと云ふ、大要答辯でございました、質問はそれで終了致しましたが、本案は修正可決すべきものと決定致しました、其の修正は數字に涉りますのでございます、少しく時間を要しますけれども、一寸御紹介致します、此政府提出の耕地整理法第九條の次に左の條項を加へます、第九條の次に第十四條第二項中「二十年以上三十年以內」を「四十年」に、但書中「二十年以內」を「十年以內」に改む、第十四條の二中「五十年以內」を「六十年」に、「十年以內」を「二十年」に、但書中「二十年以內」を「十年以內」に改む、第十五條中「九年」を「二十年」に、第三號

中「十年目」を「二十一年目」に改む、第十六條中「九年」を「二十年」に改む、此通りのものを第九條の次に插入すると云ふ修正であります、それから此政府提出の耕地整理法改正案の末項に「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と云ふ其次に「本法施行前第十四條及第十四條ノ二ノ規定ニ依ル許可アリタル土地ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル」斯う云ふ一項を加へました、此修正には滿場異議はありませぬ政府に於ても、初めは同意し兼ねるやうな口氣も見えましたが、此修正の通りであるならば敢て反對はしない、先づ贊成されると云ふのであります、之を審議討論致しまして、可決致します際に當りまして高岡唯一郎君より、是まで耕地整理事業に付ては、非常に弊害が蟠ることが多いのである、政府は十分今後は此弊害を除去する爲めに監督を嚴にして、此弊害無からしめんことを希望すると云ふ希望を述べて田中君の此修正案に贊成されました、それより片木政治郎君より、大體此修正には贊成である、贊成であるが、第八十七條の場合に於きまして、知事が決定すると云ふ明文になつて居る、夫等の事に付ては、餘程愼重に之を調査しなければ、輕擧に決定されて非常に迷惑を感する事が起つてはならないそれで事の輕重に依つては、參事會の諮問でも經て決定すると云ふやうな方針を執つて、極く鄭重に之を決定するやうにして貰ひたい、第二には耕地整理を爲すに當りましては、耕地整理、道路の整理、之に就て往々今日まで耕地整理事業に致しても、非常な不便を與へることがあるのであります、此耕地整理に對しまして、其農業道路を附帶事業としてやるに付ては今後政府に於ては十分監督をして、此便益を與へ得るやうにして貰ひたいと云ふ、斯う云ふ條件を附して希望して此修正案に贊成されました、此修正案は滿場一致を以て修正可決すべきものと決定致しました、それより田中隆三君外二名より提出になりました地租條例中改正法律案、之に就きましても大體に就ては委員會は異論はございませぬ、ございませぬでありましたが、政府に於ても最初の提案の通りであれば、到底遺憾ながら全然同意することが出來ないと云ふやうな模樣でありました、そこで茲に決定致しました通りの修正決議をして、政府の意嚮を問ひました所が、今日は最も食糧自給と云ふことに就ては、努めて此奬勵を爲しつつある場合である、此修正位の所であれば敢て反對せぬ、贊成すると云ふ意味の答がありました、之に就ては堀尾茂助君から此修正に就ても多少意見があると云ふ事で此明治三十四年法律第三十號を廢すと云ふ案でありますけれども、是は活かすことに修正致しましたが之に對しては別に此法律に修正を加へて、決議したいと云ふことで研究もありました、委員會で法律を制定すると云ふことは穩當ならぬ事で、是は別に已むを得ざれば法律改正案を提出すると云ふことで、此修正には同意されました、滿場一致で此修正も可決致しました、其修正の箇條を一寸紹介致します、地租條例第十六條第二項中「十年目」を「二十一年目」に、第三項中「三十年以内」を「四十年」に、第四項中「十年以内」を「二十年」に、第五項中「五十年以内」を「六十年」に、第六項中「三十年以内」を「四十年」に改む、其以下は削除致しましたそれから附則の「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と云ふ、其次に「明治三十四年法律第三十號ハ之ヲ廢止ス」とございますが、此條項だけは修正致しまして取消す事になりました、それから其次に字句の修正があります「本法施行前第十六條第一項ノ屆出ヲ爲シ又ハ」の間に「同上」と云ふ二字を插入致しました、「第三項乃至第六項ノ許可ヲ受ケタルモノ」と云ふ此「モノ」の二字を取り「許可ヲ受ケタル土地」に改めました、其次に「土地ニ關シテハ仍ホ」の中に「ホ」の字を入れてありましたが、此「ホ」の字を削ると云ふことに修正致しました、此修正も滿場一致で決定致しました、次に田中隆三君外二名の提出の耕地整理法改正法律案、是は先刻申述べました通り、政府提出の耕地整理法改正法律案に修正を加へました結果、此改正案は決議を要せざるものと決定致しました、左樣の如くでありますから、此段御報告を致します。

○議長（大岡育造君）　本案二讀會を開くや否やを諮ります。

○岩崎勳君　第一は二讀會を開くに異議なし。

○高岡唯一郎君　議長。

○議長（大岡育造君）　高岡君、何です。

○高岡唯一郎君　委員長報告に贊成の意見を……

○議長（大岡育造君）　もう既に二讀會に掛つて居る所です。

○高岡唯一郎君　此場合政府に向つて――いかなければ宜しうございます。

○議長（大岡育造君）　二讀會を開いて御尋になるのですか。

○高岡唯一郎君　止しませう。

○議長（大岡育造君）　第一に對して二讀會に移すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ二讀會に移すことに決しました。

○岩崎勳君　直ちに本案二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告通り可決決定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ直ちに二讀會を開きます。

耕地整理法中改正法律案（政府提出）
第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定して御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議無しと認めます、仍て本案は可決致しました。

○岩崎勳君　議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に都市計畫法案、及市街地建築物法案の第一讀會の續を開き、委員長の報告を求め、且つ其審議を進められんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　日程變更の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て日程は變更せられました、都市計畫法案、市街地建築物法案、右二案を議題と致します。

都市計畫法案　第一讀會の續（委員長報告）
市街地建築物法案　第一讀會の續（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　委員長の報告を求めます、小山溫君。

〔法學博士小山溫君登壇〕
〔拍手起る〕

○法學博士小山溫君　唯今緊急日程に上りました二案に就て、委員會の經過並に結果を御報告致します此委員會は五回開きまして、全部政府原案の通り、可決すべきものと委員會では決定したのであります度々國務大臣並に政府委員に質問致しました、其質問は中々多數でございますが、大要を申しますと、此都市計畫法案の方に、都市計畫委員と云ふのがありますが、此委員會等の組織等に就て質問がありましたし、それから都市計畫法案實行の曉に行はるる都市計畫に關する多くの質問が出されました、其都市計畫に關する質問を申しますと、一體都市計畫法が行はれた時に、都市の計畫はどうするのであるか都市の形體に付ては腹案があるか、例へば碁盤の目形になる方形式もあるし、傘を開いたやうな町の放射線式もある、どつちの方にする積りであるか、其形式に付ては成案があるか、或は電信線、電話線、電燈線等、空中に架設してある線が在る、隨て柱が在る、是等のものはどう片付ける積りであるか市街地内に兵營、監獄、墓地と云ふやうなものが在るが是はどう云ふ風にするのであるか、或は遊廓、或は之に類する營業のものが在るが、是等のものは、都市の何れの部分にどうすると云ふ計畫が有るか、纏めてしまふのか、行政官廳が諸處に散在して居つて不便を感ずるか、是等を纏めて地域を設けると云ふ計畫は無いか、地下に水道、瓦斯等色々なものが埋設してあるが、是等のものに付てはどうする計畫があるか、まだ他にもありますが、斯樣に諸種の質問がありましたのに對する當局者の答は、今度都市計畫委員會は二つにする積りである、中央委員會と地方委員會と、兩方にする積りである、中央委員會は名の如く内務省に置くけれども、地方委員會は各都市に置く積りである、さうして計畫は主に此處から提案をして、認可をすると云ふ手續にする積りである、それであるから、當局者が豫め形を定めてしまつて置いたり、何處をどうすると云ふ事を定めて置いたりすることをしないで、各土地々々に依て特殊の事情が在ることであるから、其地方委員會から提出されるのを待つのであつて、劃一なる計畫はしない方が却て宜からうと思ふ、要するにさう云ふ答になりまして、今或は墓地をどうする、或は何をどうすると云ふやうな事は、腹案は無いでは無いけれども、さう定めてしまふと云ふことは却て惡いと思ふ

から、無いと此處では答へる、斯う云ふ意味であつたのであります、それからもう一つ重要だと思ひまする質問は、都市計畫に關する財源の事であります、此都市計畫法案に依りまするると、河岸地であつて不用になつて居るものを、其都市計畫をする團體に下付することを得と云ふ條文が在るが、財源に付ては一向規定が無い、市區改正條例を踏襲しましたる稅の賦課はございまするが、是では一向都市計畫と云ふものは出來惡い、一體都市と云ふものは、國に對して多くの負擔を爲し、多くの働を爲して居るのであるから、都市計畫に付ては、國庫から補助を貰ふのが當然であらうと思ふのに、此法律にはさう云ふ事が些とも無いがどう云ふ譯か、獨り河岸地のみならず、國有地の總てを、若し不用であるならば、都市計畫の爲めに下付されても宜いぢやないか、斯う云ふやうな質問がございまして、之に對する答は、政府に於いても國庫補助は爲すべからずと云ふのではない、爲したいのである、併ながら法文に、都市計畫に對して國庫より補助金を下付すると云ふ規定を置く譯には參らぬ、若し下付すると云ふ規定を置くならば、何分の一を補助するとか、或は幾何々々を與へるとか云ふ規定を置かねばならぬが、さう云ふ規定を置くことになると、詮議が中々六ケ敷くなつて、何と書いて宜いか、一寸案が出來ない、さうすると云ふと高々補助することを得と云ふ規定しか置かれない、補助することを得と云ふだけならば、條文が在つても無くつても出來るのである、現に今上水道の建設、或は港灣の修築等に補助金を下付して居る例も有るのである、それであるから都市計畫に付ても、必要と認むれば豫算を提出して、補助金を下付することが出來るのである、それ故に殊に補助を爲すことを得と云ふ規定は要せないのである、それから又河岸地に付ては、是は市區改正條例を踏襲して、其儘斯う云ふ條文が在るのであるけれども是も河岸地の外は、都市計畫の爲めに下付することが出來ないと云ふ意味ではないのである、國有地の不用に屬するものがあつて、必要と認むれば、公共團體に下付する手續が出來るのである、それであるから、是は沿革的に市區改正條例より移り來つたのであるけれども、他のものは斯くせぬと云ふ意味を含んで居らないのである、必要に應じて下付するのであるし、又内務大臣の答は、内務大臣としては下付したいのである、下付することに努めるのであるそれから國庫補助も爲すことに努めるのである、斯う云ふ答でありました、さうして此都市計畫法の方は、現に在りまする所の東京市區改正條例に基いて居るものでありまして、之を各都市に適用出來るやうに整理致しましたのと、それから地域地區の設定土地區畫の整理、建築物の收用、行政裁判所に出訴を求むる、斯う云ふ點に就て新しい規定が置いてあるに過ぎませぬ、それから又市街地建築物法の方は市街地に——是は都市には限りませぬ、市街地に地域を設けて、住居地域、工業地域、商業地域と云ふものを設けて、其地域に從つて建築物等に制限を付することが出來る、斯う云ふ案であります、兩案とも委員會に於きましては、委員多數の意見は、政府原案の儘可決すべきものと決定致したのでありますが、斯う云ふ修正說が出たのであります、それは唯今質問應答のときに申しました國庫補助——此國庫補助の事に付て明文を置きたい、即ち「内務大臣ノ特ニ指定セル都市計畫事業ニ對シテハ國庫ヨリ其費用ノ一部ヲ補助スルコトヲ得」と云ふ條文を入れたい、それからもう一つ河岸地に限らないで、其河岸地と云ふものを土地と改め、國有土地を下付することが出來る、斯う云ふ事にしたいと云ふ修正說が出ましたが是は少數で否決になりました、何れ後で少數意見として報告がある筈になつて居ります、此兩樣の修正に對しましては委員一同、内容に總て反對と云ふ譯ではございませぬ——ございませぬが併ながら政府の答辯に依れば、補助する事を得と云ふ條文が無くても、補助する事が出來るのであつて而も補助する事に努めると云ふ明言がある、河岸地の條文に付ても河岸地のみならず、他の土地も下付し得べくんば下付する事に努めると云ふ事を、政府が言つて居るのであるから殊に條文を設けなくても其通り行はるるであらう、若し行はれなければ後に至つて——後年に至つて條文を挿入し、若くは修正した所が宜しいのである、それであるから今年は、いざこざ無しに原案の儘通過せしめて置く方が宜しい、斯う云ふ方が多數になつて、原案の通り可決したのであります、以上大略御報告申します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　小山松壽君。

〔小山松壽君登壇〕

〔拍手起る〕

○小山松壽君　唯今委員長の御紹介に在りました通り、都市計畫法案、及市街地建築物法案の兩案に對しまして、茲に少數意見を申述べて、諸君の御審議に供したいと思ひます、兩法案の立法の趣旨に就きましては、全然同感を表する次第であります、市街地の區畫が近時發達致しまする關係と致しまして、甚だ亂雜に流れ、其施行上の一日も早ければ、それだけ經濟上の利益のみならず、多數住民の安寧福利を增進すると云ふことに於ては、是は異議無き事であります、而して近時の都市の膨脹の有樣を見ますると、何れの都會——單り大都會のみならず、何れの都會に於きましても、人口の集中が、年と共に激しくなつて參つて居りますことは、事實でありまして、本土の人口が五千六百八十萬許りの中、五萬以上の都會の人口が八百八十七萬人居ります、即ち全人口に對して一割五分六厘、其中で東京、京都、大阪、横濱、名古屋、神戸、所謂六大都市に住居致して居りまする人口が五百九十萬、勿論是は大正六年末の統計でありまして此數は恰も一割四厘に當つて居るのであります、此一割强の人口の居住して居りまする六大都市、今回の都市計畫法に依りまする、勅令を以て指定する都市とありますのが、即ち之に當るのであります、此都市の舊都市と、此都市の連續致して居りまする即ち近接の町村の發展は、諸君の御覽の通り、年一年非常な速力を以て進んで居るのであります、計畫法の第一條に「市ノ區域内ニ於テ又ハ其ノ區域外ニ至リテ執行スルコトヲ得」と云ふことの精神は、蓋し此時運に相對して施設をしやうと云ふことに相當るのであります、而して舊都市の整理と云ふことに著手致しますれば、是は今日まで都市計畫と云ふやうなことに對して、餘り多くの注意を假りに持ちましても、費用上此事を實行し得なかつた爲めに、今日舊市街の整理を致すと云ふことになりますれば、非常に巨額の金を要すると云ふことになりまするから、舊市街の整理と云ふことも必要でありますが、今後の都市計畫は、主として隣接町村に新市街の建設をして、之に住居致す者の安寧福利を增進すると云ふことの方針に出づることは、是は何人が論じてもそこに行くと思ふのであります、斯の如くにして其鄰接町村を統一致しまして、初めて茲に理想的都市の建設に達するのでありますが之には非常なる巨額の支辨を致さなければならぬことになるのであります、殊に又近時住民の多數に趨きますると云ふことの結果として、此交通の整備の事は、是亦非常なる物議を起すことになつて參つたのでありまするから、此に於て建築法に地域の設定即ち住居、商業、工業等の區畫を定めまして、又之に縱橫無盡に其利便を圖りまする所の路面の築造、或は水利の改築、是等の事は時間の徒費と勞力の不經濟とを考慮致して、當然此に至るべきことに相成るのであります、殊に又此衞生保安の見地から見まして、此地區を限定する工業地區内に於て特別の地區を設け、或は防火の地區、若くは住居地、其他に於て美觀の地區を設け、或は風致若くは風紀に關する等の地區を設けると云ふことも、此建築物法に於て規定されるのでありまして、此建築物は、單に六大都市若くは勅令に依つて規定されまする大都會のみならず、此建築物法に依ります方針は、全國の都會に之を施行しやうと云ふことの精神でありまして都市計畫法案よりも、此運用施行は汎く一般に亘つて居るのであります、斯の如くにして計畫事業を進めて參りまする必要上、茲に耕地整理法を準用する更に此一大建設事業に對しましては、土地收用法を適用する、併ながら土地收用法の適用のみにして置きましては、一日急を要し、一箇月速かなれば、それだけの利益を得るのでありまするから、茲に計畫法の第二條の精神に依りまして、特別施設執行をするの權能を與へやうと云ふの精神も含まれて居るのであります、茲に唯今委員長も此事に就ては、特に委員會で論議を致されました點を御紹介になりました、即ち斯の如く舊市街の整理、新市街の建設之に伴ふ地域の設定、地區の限定、交通の關係、水運の便不便、主として安寧、保安、經濟、衞生、斯樣な百般の施設を致すのでありまするから此經費は蓋し莫大なものに達するのであります、先日本會に於きまして即ち本案の提出されました當時に於て、内務大臣の御說明に對し、高木益太郎君の御質問が、即ち主として此點に在つたのであります何千萬圓尙且つ足らず、何億萬圓を要するのであるかと云ふことの御尋がありましたが、蓋し其何億萬圓にも達しやうと思ひます、斯の如き事になりますれば、勢ひ茲に重要問題として審議を致さなければならぬのが即ち財源であります、此の財源の事は本法に依りまして

は、第八條に「特別税ノ賦課ヲスルコトヲ得」と云ふ一條がありまして、主として此財源に依て、此計畫を進めたいと云ふことに明記されて居るのであります、即ち「地租割、地租百分ノ十二半以內國税營業税割、國税營業税百分ノ十七以內、營業税雜種税又ハ家屋税、各府縣税十分ノ四以內、其他勅令ヲ以テ定ムルモノ」斯様にあります、單に是だけの財源を以ちまして、能く此計畫を遂行し得られるや否や此點が吾々少數意見を申述べる一番要點に相當るのであります、此事に付きましては、本委員會で數回の應答を致しました、劈頭に於て大藏大臣の御出席を求めまして、數回の質疑應答を重ねましたが、遺憾ながら高橋大藏大臣の御答辯は其要領を得ませぬ蓋し自治體の仕事なるものは、主として其自治體が負擔すべきは當然である、國家が之に對して補助するや否やと云ふことは、別問題であるのみならず、今日國費多端の際、都市の計畫事業に國庫が支辨をすると云ふやうな事は、どんなものであらうかと云ふやうな、極めて冷淡なる御答を得たのであります斯の如く冷かなる御答辯に依りますれば此法案を御提出になりました床次內務大臣が力說せられたる所の趣旨は全く大藏大臣の御答辯に依て破壞されるのであります、唯今委員長が、主務大臣は斯様々々に本案遂行の上に付ては支辨の事に考慮を持つて居ると御答になりましたが、大藏大臣の御答辯に依りますれば何等の御考慮をも拂つて居られないと云ふ事に思はざるを得ぬのであります、而して本案御提出の責任としては、總理大臣、大藏大臣、內務大臣の名に於て本案は提出されて居るのでありまするから益々此大藏大臣の御答辯に對して吾々は疑義を挾まざるを得ぬのであります、今日地租の總額は幾許あるかと申しますれば、全國の田畑、山林、宅地租は七千五六百萬圓あらうと思ひます、其中で宅地租が一千六百萬圓許り其一千六百萬圓許りの中、唯今申しました即ち本法を先づ施行しやうと致しまする六大都市の地租は五百萬圓內外を國庫が收入して居るのであります、全國宅地租の三分の一弱に相當るのであります、而して本案の立案當時の然らば審議は如何であつたかと申しますると、本案立案當時の本計畫施行に關する費用支辨の精神は、其計畫に依る事業費の三分の一を、國庫より補助しやうと云ふの詮議があつたことを私は確信致します、更に此三分の一の國庫補助、此審議があり、而して此審議の三分の一なる此裁量の數字は、其次の審議に至りまして、特に內務大臣の特定する都市計畫事業に對して國庫より補助すると云ふことに改つて參つたのであります、又是は事業費支辨のことでありますが、其外に對して先刻委員長の御報告にもありました通り此國庫支辨以外に於て即ち國有河岸地と云ふもので公共の用に供せざるものは、此計畫事業遂行の財源の一たらしむると云ふことに、茲に法文の明記があるのでありますが、唯今申しました、三分の一の國庫補助をすると云ふことの審議當時に於ては、更に斯様な內議があつたのであります、即ち都市計畫區域內に存する國有土地にして公用に供せざるものは全部又は一部の都市計畫事業の費用を負擔する者に下付するを得と、斯様な議もあつたのでありましたが、如何なる關係でありましたか、本法には全く兩事業共削除されて、御覽の如き法文になつて參つたのであります、此に於て吾々少數意見を有します者は、唯今の委員長の報告に依りまする、現主務大臣たる床次君の御言明の其事理を盡しての御話に對しては、全然吾々は敬意を表し、且つ其言を信ずる者でありますが、法は一度制定致しますれば、其修正容易ならず、且又本法は其及ぶ所甚だ至大でありますから、主務大臣の御辯明を得たと致しましても單に此事を以て法文に明記を省くと云ふことは、到底立法の精神の上から見ても、忽せにすべき事ではないのみならず、其當路者たる床次主務大臣の御意見は、幸にして床次君が何時までも御就職でありますれば、是は別問題でありますが、今日の事、明日を知るべからざることであります、而已ならず床次君の御辯明がありましても、唯今申します通り、高橋大藏大臣の本員の質問に對する應答に對しては、其誠意を疑はざるを得ぬのであります、更に吾々が補助を必要とする理由――强き理由の一を申上げますと、此官有地は東京には可なり多數の面積に亘つて居ります、其他苟も都會を成して居る所には、相當の官有地を有して居ります、而已ならず此都市計畫事業の結果と致しまして、舊市街を建設致しますときには、耕地整理法に依りまして、其市街の建設を致すのでありますが、此區域外に亘つて、鄰接町村に其市街を建設する所の即ち市街宅地、此市街宅地なるものは、何人に依て之を建設せられ、何人に依て此地價を高めるかと申しますれば、即ち此自治體唯今の地區を成して居ります、各公共團體の費用公共團體住民の負擔支辨に依りまして、悉く此計畫が行はれるのであります、而も公共團體の支辨したる所の經費を以て其事業を行ひましたのを國庫は市街宅地に依て、益々其宅地の騰貴に依りまする地租の收入は、國庫に於て之を取入れると云ふことになりますから、其費用は自治體が負擔し、其收入は國庫が之を收入すると云ふことに當りましては、益々國庫補助の必要を認めることになりはせぬか、此點か吾々が一面に於て不道理であり、一面に於て當然主張すべき道理ありと云ふが爲めに、此國庫補助を主張するのであります、又河岸地と云ふ一部を限りまして、既に財源として國有河岸地の公共の用に供せざるものを、費用を負擔する公共團體に下付すると云ふことの精神であるならば、今日大都市を首め各都市に實見致しまする所の官有地にして、公共の用に供せず、不用地に屬して、居りまする土地等は、其公共團體若くは自治體に之を下付して、一面に於て此事業を遂行するの財源たらしめ、一面に於て唯今申す通り、國家の收入を增加することの根本を有するのでありますから、此根本の理由に對して之を助成する、而して國家が本法律を制定致しまする所の趣旨を達するやうにしたならば、多數住民の安寧福利と云ふことを目的と致しまする上に於て、旁々國家當然の責務ではなからうか、殊に又近時食糧問題等の關係より致しまして、政府は一大開墾會社を拵へて、其資本金三千萬圓、十五箇年の期限を附して、年八朱の補給をもして行かうと云ふやうな計畫を持つて居られる事でありますから、都市計畫の―殊に床次內務大臣は、頗る熱心に此計畫を進めたいと云ふ御希望を持つて居られるのでありますから、此各都市に散在する所の官有地を無償に下付致しまして、是等を財源として、公共土地建物會社と云ふやうなものを設立し、之に政府が或る程度まで補給をすると云ふ、即ち開墾會社と同様な趣旨に於て致しましたならば、此都市計畫事業を進むる上に於て最も便利多しと考へまするが故に、唯今申上げた通り、一面に於て國庫補助をすることの必要を吾々は認め、又一面に於て、官有地無償下付の必要あることを認めまして、而して少數意見として之を提出致したのであります、即ち此理由に依て、本案に對して先刻委員長の御報告せられました通りの修正案を提出すると云ふことの順序に至るのであります、何卒諸君の御審議に依りまして、吾々の意見の達せられるやうに御協贊を願ひたいと思ひます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　唯今の修正意見は、修正案として提出された譯になりますか、定規の贊成がありますか。

〔「あります」「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　贊成ありと認めます、兩案の二讀會を開くべきや否やを諮ります。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ、二讀會を開きます。

○岩崎勳君　兩案を一括して、直ちに其二讀會を開かれんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ直ちに第二讀會を開きます、兩案の全部を議題と致します。

都市計畫法案（政府提出）　第二讀會

市街地建築物法案（政府提出）　第二讀會

○議長（大岡育造君）　修正案に就て贊成の諸君の起立を求めます。

起立者　少數

○議長（大岡育造君）　少數であります、少數案は否決せられました（笑聲起る）修正案は否決せられました、委員長の報告に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ、委員長報告の通りに決しました。

○岩崎勳君　直ちに兩案の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ直ちに第三讀會を開きます、議案全部を議題と致します。

都市計畫法案（政府提出）　第三讀會

市街地建築物法案（政府提出）　第三讀會

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ、兩案共に可決確定したることを宣告致します。

○熊谷五右衛門君　議長。
○議長(大岡育造君)　熊谷五右衛門君、何ですか。
○熊谷五右衛門君　唯今から福井縣三國港築港に關する建議案の委員會を開きますから、御許可を願ひます。
○議長(大岡育造君)　許可致します。
○熊谷五右衛門君　委員の諸君は、委員室に御集りを願ひます。
○議長(大岡育造君)　日程第二、史蹟名勝天然紀念物保存法案、貴族院提出。

第二　史蹟名勝天然紀念物保存法案(貴族院提出)　第一讀會

史蹟名勝天然紀念物保存法

第一條　本法ヲ適用スヘキ史蹟名勝天然紀念物ハ内務大臣之ヲ指定ス
前項ノ指定以前ニ於テ必要アルトキハ地方長官ハ假ニ之ヲ指定スルコトヲ得
第二條　史蹟名勝天然紀念物ノ調査ニ關シ必要アルトキハ指定ノ前後ヲ問ハス當該吏員ハ其ノ土地又ハ鄰接地ニ立入リ土地ノ發掘障碍物ノ撤去其ノ他調査ニ必要ナル行爲ヲ爲スコトヲ得
第三條　史蹟名勝天然紀念物ニ關シ其ノ現狀ヲ變更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ
第四條　内務大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ關シ地域ヲ定メテ一定ノ行爲ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得
前項ノ命令若ハ處分又ハ第二條ノ規定ニ依ル行爲ノ爲損害ヲ被リタル私人ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス
第五條　内務大臣ハ地方公共團體ヲ指定シテ史蹟名勝天然紀念物ノ管理ヲ爲サシムルコトヲ得
前項ノ管理ニ要スル費用ハ當該公共團體ノ負擔トス國庫ハ前項ノ費用ニ對シ其ノ一部ヲ補助スルコトヲ得
第六條　第三條ノ規定ニ違反シ又ハ第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮若ハ拘留又ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

附　則

本法施行ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
古社寺保存法第十九條ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

〔「發言なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　發言者がありませぬから次の日程に移ります、右議案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

第三　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勲君　本案は外客の招致及待遇に關する建議案外一件の委員に、併せて付託されんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議ありませぬか――御異議無ければ動議の如く決しました、日程第四、東京市に關する法律案の第一讀會を開きます、鳩山一郎君。

第四　東京市に關する法律案(近藤達兒君外七名提出)　第一讀會

第一條　東京市ハ從來ノ區域ニ依リ之ヲ府縣ノ區域外トス
第二條　東京市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令又ハ慣例ニ依リ府又ハ市ニ屬スル事務及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス
第三條　東京市ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ市内ニ於ケル衞生交通ニ關スル警察事務ヲ掌理ス
第四條　市制中市稅ノ賦課ニ關スル規定ノ外府縣稅ノ規定ヲ準用ス
從來府ニ於テ賦課スル賦金ノ徵收ニ付テハ市稅ニ準シ市ニ於テ之ヲ賦課シ其ノ支辨ハ從前ノ規定ニ依ル
第五條　東京市ハ内務大臣之ヲ監督ス
第六條　市制中府縣知事又府參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ内務大臣之ヲ行フ
第七條　市制中監督官廳ノ裁定、決定、裁決又ハ處分ニ關シ出訴シ得ヘキ事項ニ付テハ直ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第八條　市制中府參事會ニ於テ市會又ハ市參事會ニ代リテ處置スヘキ事項ハ内務大臣ノ許可ヲ經テ市長之ヲ處置シ次ノ市會又ハ市參事會ニ報告スヘシ
第九條　本法ニ規定スルモノノ外總テ市制ノ規定ニ據ル

附　則

第十條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第十一條　本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔鳩山一郎君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○鳩山一郎君　提出者として本案の說明を致します本案提出の理由の大要は、理由書に依て明白でありますから、茲に之を再び致しませぬ、既に十分に諸君の御了解を得て居る事と考へて居ります、唯々特別市制若くは高級市制と稱へられて居る制度は、如何なるものであるかと云ふ事に就きまして、一言申述へて置きたいと思ふのであります、現行の市制に依りますると、東京市も亦他の小都市と同様に第一次に於て府知事の監督を受け、第二次に於きまして、内務大臣の監督を受けて居るのであります、之を改正して内務大臣のみの監督の下に置かんとするのが、其制度の一つであります、次に東京市を郡部から――郡部の區域から全く分離させまして、さうして府市の間の關係を全然無關係にしやうとするもの、是が第二の制度であります、此制度を徹底的に行ひますると、現在郡部の爲めに年々東京市が支出して居りまする約二百萬圓の經費を、爾後は東京市の爲めに、市自身の爲めに之を使用することが出來ることになるのであります、併し此制度は郡部に對して氣の毒であると云ふので、今日まで貴族院若くは本院に提出せられたる案に依りますると、其間に連帶支辨の規定を設けましたり、組合の規定を設けたりして居るのであります、今回提出致しましたのも、第四條の第二項に於て之を折衷してあるのであります第三の制度は、警察事務の中、交通並に衞生に關する事務を市に移したいと云ふのであります、現在に於きましても、警視廳と東京市と協力するに非ずんば、此事務は行はれて居らないのでありますから、之を一つの機關の手に移しましたならば、非常なる便宜を得ると云ふので、此制度も亦高級市制の一制度として認められて居るのであります、今回提出致しましたのは、唯今申しました三制度を併用して居るのであります、元來此東京市に關する法律案と云ふものは、明治三十二年以來、丁度東京市が現在の人口よりも約一百萬も少なき時代、其經濟に於ても今日の經濟の十分の一にも足りませぬ時代からして本院も通過し、又貴族院からも此方の方に送付せられた案なのであります、多年の懸案でありますから、此議會に於きまして、東京市に適當したる法律案を御可決下さいまして、帝都市制の改更と事業の振興とを圖られんことを、切に希望する次第であります。

〔拍手する者あり〕

○岩崎勲君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。
○村松恒一郎君　本員は本案に就きまして、質問の通告を致して置きましたが如何ですか。
○議長(大岡育造君)　それは私の方へ屆いて居りませぬ――村松恒一郎君より質問の通告があります、通告の質問があつて後に決を採ります。
○村松恒一郎君　それに就きまして尙ほ伺つて置きますが、本員は政府に向つて、質問致したいと云ふのでありますが、大臣若くは政府委員が御出席になつて居りますか。
○議長(大岡育造君)　唯今呼びにやりました。
○村松恒一郎君　出席まで待ちます――出席になりましたか、まだ……
○議長(大岡育造君)　まだ――政府委員が出ました

〔村松恒一郎君登壇〕

○村松恒一郎君　諸君、唯今提出の理由を辯明になりました所の東京市に關する法律案に就きましては本員も全然贊成なんであります、それに付きまして一應政府の意思を確めて置きたいと思ひまするから簡單に質問を致したいと思ふのです、唯今鳩山君も述べられました如く、此東京市に特別の制度を設けると云ふ事に付ては、此議場にも、十數年來屢々提出を致されました問題でありまして、現に本員等其他東京市に關係の有る諸君よりして、昨年も建議案を提出致して居る次第であります、其建議案は委員會を滿場一致を以て通過致し、併せて此議場に於きましても、亦滿場一致を以て通過致して居るのであります、其委員會に於きまして、當時の水野内務次官の其建議案に對する答辯に依りまするると云ふと「市と郡との關係を調和して其市と郡との兩團體との間に支障を來さない程度に於て何か適當な案を考へることが必要であらうと云ふことに付ては政府に於て

も考慮を運らしたいと云ふ考を持つて居ります」洵言葉に婉曲でありまするが、兎に角政府に於いて、此東京市に對して特別の制度を設けねばならぬと云ふ必要は、確に認められて居るのであります、更に之をもう一歩立入つて申しまする と云ふと、昨年本員等が建議案を提出致しまする以前に、當時の內務大臣の後藤君、內務次官の水野君と、市に關係の有る代議士と、此院內に於きまして非公式に協議を致しまして、其際吾々よりは、東京市の特別制度に關する法律案を提出致したいと云ふのでありましたが其際水野次官の言はれる所に依ると、此事に就ては政府に於ては相當の考慮を費して居るのである、近き將來に、必ず或る程度の特別の市制を議會に提出致したいと云ふ考であるからして、若し御出しになるならば、寧ろ建議案として出して貰つた方が、政府が法律案を提出する上にも却て都合が宜しいから左樣に願ひたいと云ふ御話があつたのであります、で吾々は此水野次官の言明に信頼を致しまして、乃ち建議案を提出致した次第でありまして、唯今申上げる通り委員會を滿場一致を以て通過し、此議場も滿場一致を以て通過致しましたと云ふ次第でありますから、吾々は無論特別市制と云ふことに就ては此議會に於きまして、政府より法案を提出せらるゝものであると云ふことを、固く今日まで信じて居つたのであります、然るに早や將に會期も終りを告げんとする際に於て、今尙ほ提出がありませぬ爲めに唯今の如き法案が提出致されたやうな譯であるのでありまするが、是は勿論水野君の次官、若くは大臣であつた時と今日とは、內閣が更迭致して居りますし、大臣も無論更つて居るのでありまするから、多少內務省若くは政府の方針に變更のあると云ふことも、已むを得ないのでありますけれども、併ながら一時的の問題と異り、斯の如き重大なる問題に就ては、恐く從來內務省に於ても十分なる調査研究を盡して、省議を定められて居るであらうと吾々は信ずるのでありまするから、內閣が更迭を致し、大臣が交代を致されても、此案は必ず提出さるゝことであると信じて居つたのでありまするが、唯今申上げるが如く、今日まで何等の御提案も無い、而して一面に於きまして、都市計畫法案の如き、若くは市街地建築物法案の如き、都市に關する法案が續々提案致されるのでありまして、政府に於きましても、都市就中此大都市に向つて注意を拂つて居られると云ふことは、確に認められるのでありますが、既に都市の建設若くは擴張と云ふことに就て、十分なる注意を持つて居られる以上は、此都市の制度と云ふことに就ても、必ず相當の注意を拂つて居られるに相違ないと思ふのでありまするが、政府は近き將來に於きまして、別に此東京市に對する特別市制を提出せらるゝ御考が有るのでありますか、否か、或は唯今提出になりました此法案に就ては、全然御同意を爲さるゝや否や、此點に就きまして、政府の御言明を得たいと思ふのであります。

○議長(大岡育造君) 添田政府委員。

〔政府委員添田敬一郎君登壇〕

○政府委員(添田敬一郎君) 唯今東京市に關する特別市制の事に就きまして、昨年の委員會に於て政府當局との答辯の次第に依て、何故に本議會に提出しなかつたかと云ふ御尋でありましたが、此事に就きましては、政府に於きましても相當に考慮を致し、調査進行中であるのであります、併ながら甚だ遺憾ではありまするが、其影響する所が非常に重大なる關係を有して居りまするので、各方面の調査は進めては居りますけれども未だ成案を得るに至らぬのであります、隨て今期議會に之を提出するに至らなかつた次第であります、尙ほ此法案に就て政府は如何なる意見を持つて居るか、斯う云ふ御尋でありましたが、御提出になりましたる法案を拜見致しますると云ふと、根本に於て東京市を東京府の團體の以外に置く、獨立の公共團體にすると云ふ事が、主眼になつて居るやうでありまする、是等の點に就きましては、東京府と云ふ團體の組織に關係致します問題でありまして、地方制度全體にも、影響を及ぼす所の關係を持つ次第でありまするので、直ちに此案に對して、唯今御同意を申上げると云ふことは困難であらうと思ひます、唯々此特別市制の問題に就きましては考慮調査中であると云ふことに御承知を願ひたいと思ひます。

○村松恒一郎君 もう一度政府委員に伺ひたい、唯今の御答に依て、概略政府の御意見は相分りましたが、唯今御話のありました通り、昨年本員等の提出致しました建議案は、現在の儘で東京府の監督を脫して、內務大臣の直接の監督を受けたいと云ふだけなんです、今回のは即ち東京府と分離して、全く東京市を東京府の內より除外して、東京市が獨立したいと云ふことでありますから、無論非常なる相違が有るのでありますが、若し政府が今回の此提出案に同意が出來ないとしても、昨年本員等の提出した所の建議案の程度位であれば、直ちに御實行になる御考が有るのでありますか否や、もう一應御返事を伺ひたい。

○議長(大岡育造君) 添田政府委員。

〔政府委員添田敬一郎君登壇〕

○政府委員(添田敬一郎君) 御答を致しますが、其點に就きましては、先刻申述べましたる通りでありまして、今後の調査の進行の狀況に依ることであります、進行の程度に依りて決定をする、斯う云ふ事に御承知を願つて置きたいと思ひます。

○議長(大岡育造君) 本案は岩崎君の動議の如く、議長指名、九名の委員に付託するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、乃ち動議の如く決しました、日程第五、農會法中改正法律案の第一讀會を開きます、提出者中倉萬次郎君。

第五 農會法中改正法律案(中倉萬次郎君外十名提出) 第一讀會

農會法中左ノ通改正ス

第一條ノ三 農會ノ經費ハ市町村農會ニ在リテハ會員ノ負擔トシ其ノ他ノ農會ニ在リテハ之ヲ組織スル農會ノ負擔トス

市町村議會ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ市町村農會長ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ市町村農會ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘシ

前項徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村、水利組合其ノ他之ニ準スヘキモノノ徵收金ニ次クモノトス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔中倉萬次郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○中倉萬次郎君 簡單に提出の理由を述べます、此農會法中改正法律案は現行農會法第一の二の次に二を加へまして「農會ノ經費ハ町村農會ニ在リテハ會員ノ負擔トシ其他ノ農會ニ在リテハ之ヲ組織スル農會ノ負擔トス」「市町村農會ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ市町村農會長ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此場合ニ於テ市町村農會ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘシ」「前項徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村水利組合其他之ニ準スヘキモノノ徵收金ニ次クモノトス」「附則本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」斯う云ふ改正の要旨であります、此農會法改正に就きましては、數年前より本會に於きましても、度々或は全會一致、大多數を以て通過致しましたが、不幸にして貴族院に於て、審議の都合に依て其儘議了することが出來なかつたと云ふ運命を被つた案であります、で昨年も丁度此通りでありましたが、今年は御承知の通り農會の發展、町村の振興と云ふことは、第一食糧問題等より申して、國家の基礎獨立にも關係する案でありますから、是非兩院を通過致しまして、さうして法律となることを希望致して居るのであります、今少し早く之を提出する積りでありましたけれども、仄に承る所に依ると、或は政府案として提出することがあるかも知れぬと云ふので、是まで差控へて模樣を見て居つたのであります、所が今日に至つても、其提案を見ることが出來ませぬので、已むを得ず此議會の切迫したる今日提出致した譯であります、本案の理由に就ては、數回本議場に紹介せられて居りますから、今玆に其說明は要しませぬことを思ひます、成べく會期切迫の今日でありまするから、滿場一致の同意を得まして若し委員會に付託されましたならば、委員會も速に結了されまして、貴族院に廻されて、本年は貴族院も通過するやうに致したいと思ひます、どうか御贊成を願ます(拍手起る)

○岩崎勲君 本案は農工銀行法中改正法律案外二件の委員に、併せて付託されんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議無しと認めます、乃ち動議の如く決しました、日程第六、會計士法案第一讀會の續を開きます、委員長小川寅六君。

第六 會計士法案(近藤達兒君外一名提出) 第一讀會の續(委員長報告)

〔小川寅六君登壇〕

〔拍手起る〕

○小川寅六君　唯今議長より宣言になりました、會計士法案の委員會に於ける經過並に結果を御報告致します、委員會を開きますこと前後五回であります質問應答の末、愼重審議を遂げまして、御手許に廻してあります通り修正議決を致しました、成べく手短に委員會の内容を申上げます、委員中提案者に對しまして、本案提出の理由の説明を求められました提案者の説明は詳しいことでありましたけれども、之を簡略に申しますれば、目下經濟界の發達が著しくなつて居る、戰時中株式會社の出來ました、其事業に投ぜられた資本だけでも五十億圓である、拂込額が十五億圓に上つて居る、で其資本が果して正確に管理せらるゝや、又有効に運用せらるゝやと云ふことに付ては、最も嚴密の調査を要すべきものである、嚴密に檢査されて、始めて資本を投じたる人も安心し、又國家の經濟の爲めにも安定を得ることになります、就きましては、茲に公平にして不羈獨立利害關係の無い第三者、又相當の學識經驗のある者即ち會計士を公認して此檢査の任に當らしめ、若くは證明の任に當らしめることを必要とすると云ふのであります、是は營利會社のことでありますが、營利事業を目的とせざる社團、又は財團の法人に就ても同様であります、會計狀態を明確にすると云ふ事になれば、今後公益事業が段々發達して來るに從ひない、それで會計士法と云ふものを作つて會計士と云ふ者を公認するのが、最も必要なりと云ふ意見であります、是が提案者の會計士法案を提出せられた理由の最も主要な點であつたと存じます、委員會は山本農商務大臣の出席を求めまして、政府の所見を尋ねたのであります、山本農商務大臣は、誠に此會計士法案は其趣意に於て最も贊成である、唯々自分が心配するのは此會計士法が出來ましても、果して其効果を擧げるやどうか、其點に少し心配がある又會計士法が出來ました所で、會計士が果して其人を得らるゝのであらうか、此二つの點が、自分は甚だ心配に堪へぬのである、然れども決して不贊成ではない、政府案として提出する程の勇氣は無いけれども、決して不贊成の事ではないと云ふことでありました、是が山本農商務大臣が出席せられたる上に政府の所見を述べられたのであります、それで政府の所見も略々分りましたから、懇談會に入りまして提案者と委員、並に政府委員が協同一致致しまして修正に關する意見を交換致しました、其結果委員長及理事の兩人に修正委託と云ふことに相成りましたで私と理事の秋君と協議の結果修正案を作りました併し此修正案は、懇談會に於ける提案者、委員、政府委員と協同一致して、先刻申上げた通り拵上げたのでありますから直ちに其修正案の通りに可決に相成りました次第であります、其の修正案の大要は、諸君の御手許に差上げて置きました通りのことであります、字句の點は別に説明を致しませぬ、唯々重要な點だけを申上げて置きます、第一條に「和解」と云ふことが會計士の職務の中に入つて居るのでありますが、和解の事柄は、職務を離れても出來べきものである、必ずしも會計士の職務の範圍内に置く必要もあるまいと云ふので「及和解」と云ふのを削除致しました、第二條に「會計士ハ農商務大臣ノ監督ヲ受ク」と云ふ條項を置き、監督者を明にする必要があると云ふので、新たなる條文を設けました、又會計士の資格の中の第三條であります、會計士銓衡委員會と云ふものが造られる、會計士銓衡委員會は、高等官、貴族院議員、衆議院議員、及學識經驗ある者の中より任命せられたる委員を以て組織せられるのでありますから、此中「貴族院議員衆議院議員」を削除致しました、是は專ら政府委員が今までの法制の中に、貴族院議員衆議院議員を加へたるものが無い、尤も其精神決議として或は衆議院議員を銓衡委員とするも、亦貴族院議員を銓衡委員として爲すも差支ないけれども之を條文に現す事は、どうも異議がありましたので、委員會に於ては之を削除致しました、それから第六條に「會計士ハ報酬アル公務ヲ兼ヌルコトヲ得ス」但し「貴族院議員衆議院議員」とありますのを制限がしすぎると云ふので單に「議員若ハ委員」と致しました、それで縣會議員も市會議員も或は郡會議員、又は學務委員でも差支ないと致しまして、「議員若ハ委員」と改めました、それから第六條の第二項に「又ハ會社ノ代表者若ハ會社」とありますのを「法人ノ取締役其ノ他之ニ準スヘキ者若ハ無限責任社員ト爲リ又ハ法人」と云ふ事に改めました、主として會社と申しますると、商事會社のやうに聞えます、民法に規定してある所の社團法人、又財團法人も之に加へるが宜しいと云ふ事で、會社を法人と云ふ方に變へまして其文面を改めました次第であります、第十二條を新たに置きました、それは「會計士又ハ會計士タリシ者故ナク其業務上取扱ヒタル事項ニ付祕密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス」と云ふ條項を加へました、會計士が祕密を漏すことがあつては困る又會計士は、會計士を罷めたる後に祕密を漏すと云ふ事でも困ると云ふので、「會計士タリシ者」と云ふのを加へました、それから第十三條に「刑法第百九十七條及第百九十八條ノ規定ハ會計士ノ業務ノ執行ニ付之ヲ準用ス」と云ふことに原案の第十一條を改めました、此刑法第百九十七條は、公務員が收賄したるときの條文であります、又第百九十八條は、公務員に贈賄した者の條文であります、是は元來原案の趣意がさうでありますけれども、條文を擧げて之を明確にする方が宜いと云ふことで唯今申上げた通りに刑法の條文を揭げました、原案の第十七條即ち修正案の第十八條は「懲戒、會計士銓衡委員會之ヲ行フ」とあるのを「委員會ノ議決ヲ經テ農商務大臣之ヲ行フ」と云ふことに致しました、それから附則の中に「會計士銓衡委員會ノ銓衡ヲ經タル者ハ當分ノ内第三條第二號及第三號ノ規定ニ拘ラス會計士タルコトヲ得」と致しました、それは當分の内會計士銓衡委員會の銓衡に依り、會計士たるべき資格ありと認むる者は、當分試驗をしなくて、又三年以上會計士の事務所に在つて、修習しなくても會計士銓衡委員會の銓衡で許しても差支あるまいと云ふので、其通りに附則を改めました、是が重要なる修正であります、提案者に於きましても、此修正に就きまして滿足の意を表せられて居るのであります、尙ほ終りに申上げて置きたいのは、特に委員會の決議に依りまして、御報告をするやうにと云ふ事であります其一つは此會計士法に依りますると、會計士なるものが出來ますれば、勝手に會社に行き、又銀行に行き其財産の狀況を檢査し、又は其帳簿を閲覽し得るやうに見える、それは全くさうではないと云ふことを一つ明にする必要があるとの事で、此點に就き委員より質問が出まして、提案者が返答せられる所に依りましては、此會計士法案は會計士と囑託をした者即ち囑託者との間の關係を規定するのである、又會計士の業務の範圍を定めたのである、それで法律上囑託人か銀行又は會社に行き調査を許されざる場合は、會計士も亦乘込んで銀行又は會社に行き調査することも出來ない、早く申しますると、先方が承知すれば格別、法律上囑託人が個人として銀行に行き會社に行つて帳簿を檢査し得べき場合は別と致しまして、他人が許されざる場合に決して會計士が行つて檢査をすることは出來ないのでありまして、强制的でないと云ふことを明にする必要がある、是は提案者の意見である、念の爲めに政府委員の松村法制局參事官、司法省の山内參事官、農商務省の岡本商工局長の之に對しての意見も尋ねて見たのでありますが、皆な同様であります、提案者の御意見の如くずして、銀行其他の會社に乘込んで、會計士は調査が出來ぬものである、詰まり會計士は囑託人の依囑に基いてする仕事である、囑託人が出來ざる事柄は會計士に於ても決して出來るものでないとの意見であります、是は申すまでもない事でありますけれども、合資會社の場合の如きものは、皆な其社員は會社の調査が出來るのであります合名會社の無限責任社員でも、其會社の帳簿を檢査することも出來るのであります、合資會社の有限社員の如きものは制限がありまして、裁判所の許可を得なければならぬ、又營業年度の終りでなければいかぬと云ふ、ちやんとした規定があります、株式會社の如きも亦此制限があるのであります、總て此規定の範圍外に於ては會計士が行つて帳簿を檢査し、又は財産の狀況を調査すると云ふことは決して出來ないのである、此點が提案者の御意見も政府の御意見も一致したのであります、此點に於て特に委員會の決議を以て、諸君に申上げよと云ふことでありますから、是だけを申上げて置きます、第二の希望として委員會で政府當局者に斯う云ふ手續を執つて貰ひたい、即ち「利害關係人の囑託に因り會計士が其職務を執行する場合には別段の規定ある場合を除くの外調査を受くるものゝ承諾を得さるへからす」と云ふ意味を、主務大臣が本法實施の際に、手續法を規定するときに其の手續法に之を規定するか、又手續法中に規定することが出來ないと云ふことになれば、其他適宜の方法で宜いから世人の誤解の無いやうに、其誤解を防ぐだけの手續を執りたいと云ふことを政府當局に希望して置きたい、丁度委員會に出席をせられて居りました政府委員も此點が如何にも御尤な事と、此法案通過の曉には、其手續を執るやうに致しませうと云

ふ言明を得ましたのであります、是だけが報告でございます、此の案は申すまでもなく、三十一議會、三十六議會三十七議會四十議會の四度も出て居りまして、三十七議會は滿場一致を以つて、此の案は通過したのであります何卒三十七議會の如く諸君に於ても修正案の通りに一つ御可決あらんことを希望致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 本案の二讀會を開くや否やを諮ります。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議が無ければ、二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君 直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告通り、即ち委員會に於て修正議決の通り、可決確定せられんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議無ければ直ちに二讀會を開きます。

會計士法案（近藤達兒君外一名提出） 第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議が無ければ三讀會を省略して、委員長報告の通り可決確定したることを宣告致します、第七、司法代書人法案第一讀會の續を開きます――委員長松田源治君。

第七 司法代書人法案（鈴木富士彌君外一名提出） 第一讀會の續（委員長報告）

〔松田源治君登壇〕

〔拍手起る〕

○松田源治君 司法代書人法案の委員會の經過並に結果を報告致します、本委員會は二回開きまして提出者及政府に質問應答を重ねたるの結果、委員中より發議致しまして、本案に就て委員間並に政府の間に於て一致點を見出して、修正案を起草する爲めに小委員を設けたい、其委員の數は委員長を別にして五名委員を選んで、而して政府及委員中に於いて懇談を重ねて、一致點を見出したならば修正案を作製することに致したい、此の發議が可決致しまして、委員中より五名委員を選びまして、而して小委員會を二回開きまして、政府及委員の間に於いて懇談協議を重ねまして、一致點を見出しましたから、修正案を作製致しました、此の修正案は本日御手許に配付せられて居る案である、殆ど原案全部が修正になつて居ります、原案の意味を採つたる箇所も澤山ありますけれども、文字に於ては殆ど全部修正になつて居りますから、其修正案の大要を御紹介致します第一條に司法代書人と云ふ者は如何なる者を司法代書人と云ふか、此定義を下しまして、是は他人の囑託を受け、裁判所及檢事局に提出すべき書類の作製を爲すを業とする者が、司法代書人であると云ふ定義を加へまして、それから第二條に何廳の所屬にするか、それは地方裁判所の所屬にする、それから第三條に誰の監督を受ける、是は地方裁判所長の監督を受ける、併し地方裁判所の無き所の裁判所もあります、區裁判所のみある所在地がありますから、其時には地方裁判所長は、區裁判所判事をして司法代書人を監督せしむることが出來る、即ち事務の委任をすることが出來る、それから第四條に、司法代書人は所屬地方裁判所長の認可を受くることを要する第五條に司法代書人は地方裁判所長の定めたる書記料を受ける、それから第六條に事務所を設けて、而して是は地方裁判所長の認可を受くることを要する第七條に司法代書人は正當の理由が無ければ、囑託を拒むことが出來ない、第八條には司法代書人は當事者の一方の囑託に依りて取扱ひたる事件に付き、相手方の爲めに書類の作製をすることが出來ない、即ち利害關係の反する場合に一方の囑託を受けて書類を作つた場合は、相手方の爲めに書類の作製が出來ない、第九條に司法代書人は業務の範圍を超えて他人間の訴訟其他の事件に關與することが出來ない一言に申せば三百をすることが出來ない、即ち訴訟事件、非訟事件、訴訟の鑑定、其他事件の取扱、又辯護士等に訴訟事件を依頼致す、さう云ふ事は全く出來ないのである、又其第十條に於ては司法代書人は其取扱つた事件を漏泄することが出來ない、但し裁判所又は檢事局の召喚を受けて訊問をされた場合は此の限に在らす、第十一條に於ては司法代書人の風紀維持の規定を設けて、司法代書人は、其業務に違反して、品位を失墜すると云ふやうな行爲のあつた場合には、地方裁判所長は司法大臣の認可を受けて、業務の禁止又は停止、五百圓以下の過料處分をすることが出來る、此五百圓以下の過料處分に付ては非訟事件手續法の第二百八條の規定を準用して、强制執行を爲すことが出來る、それから附則を設けまして、附則には「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」斯う云ふことに致したのであります、之を本委員會に報告を致しました所が本委員會は全會一致を以て可決致しました、政府の本案に對する意見を確めました所が、政府は本案に就ては、全然同意を致すと云ふことでありました、即ち全然賛成をすると云ふことでありました、而して委員中より第四條に質問がありまして、現代に於て區裁判所の構內に居る所の代書人、及構外に居る所の代書人に付ては、認可の方針はどうするかと云ふことを尋ねました所が、政府の方針としては、裁判所の構內に居る所の代書人は、司法代書人として認可する積りであり、構外に居る所の代書人と雖も、其能力技倆が司法代書人に適する場合は、成べく寛大に認可する積りであると云ふことを答へました、それから是は司法代書人のみに關する法律案でありますから、此法律案が成立致しました時分に於ては、他の代書人に關する法律も必要であると云ふことを認めまして、委員中より內務省の政府委員に質問致しました所、司法代書人以外の代書人に就てはどう云ふ取締をするか、其風紀をどうして維持するか、其向上發展をどうしてするかと云ふことを尋ねました所、政府に於ては、此法案が成立したら、今まで府縣で出來て居る所の代書人の法規は、之を統一的にして、斯る案を拵へて取締ることが適當と認めるから、成べく御希望に副ふやうにしたいと云ふことを明言致しました、是が委員會の經過及結果の大要であります、此案は數年間の懸案でありまして每年々々本院に請願として現れまして採擇致して居ります、一昨年の如きも法律案が出まして本院を通過しました、併し政府が反對でありましたから、貴族院を通過することが出來なかつたのであります、本年は幸に政府が全然本案に贊成を致して居るのでありますから、貴衆兩院を通過せしめて、多年の懸案を解決したいと考へます、どうか本會に於ても、滿場一致の御可決を願ひたいのであります（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 本案は二讀會を開くや否やを御諮りします。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議が無ければ、二讀會を開くことに決しました。

○岩崎勳君 直ちに二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告の通り、即ち委員會の修正議決の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議無ければ直ちに二讀會を開きます。

司法代書人法案（鈴木富士彌君外一名提出） 第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議が無ければ三讀會を省略して、委員長報告の通り可決確定したることを宣告致します日程第八、地租條例中改正法律案第一讀會の續を開きます、既に委員長の報告は終つて居ります、第二讀會を開くや否やを諮ります。

〔岩崎勳君「二讀會を開くに異議なし」と呼ひ「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議が無ければ二讀會を開くことに決しました。

地租條例中改正法律案（田中隆三君外二名提出） 第二讀會（確定議）

○岩崎勳君 直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告の通り、即ち委員會修正議決の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議が無ければ直ちに二讀會を開きます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議が無ければ三讀會を省略して、委員長報告の通り可決確定したることを宣告致します、日程第九耕地整理法中改正法律案、是も既に委員長の報告は濟んで居ります。

○岩崎勳君 本案は日程第一耕地整理法中改正法律案修正議決の結果、議決を要せずと決定されんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君動議の通り御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議無しと認めます、即ち本案は議決を要せずと決しました、日程第十、國立

博物館建設に關する建議案を議題と致します、提出者井原百介君。

第十一　國立博物館建設に關する建議案

（井原百介君外六名提出）

國立博物館建設に關する建議

政府は戰後の經營として社會教育及産業開發の機關たるへき國立博物館を建設すへし

右建議す

〔井原百介君登壇〕

○井原百介君　本員は唯今議題となつて居りまする國立博物館建設の件に就て、提出の理由を簡單に申上げます、國民の智識の普及並に産業の發達を要すること益々急になつて來ましたる今日、一般國民の常識の發達と云ふことを圖るのは、最も今日の急務と考へて居るのでありまするが、之に對しては色々其方法は在ると考へまする、尤も申すまでもなく、學校教育の智識發達の必要であることは勿論の事でありまする、殊に初等教育に對する改善の必要と云ふことは、此際非常な急に迫つて居るのでありまする、併し此の教育と云ふ事は、無論學校教育のみに止るのではないのであります、社會教育の効果と云ふものゝ大なることは、御承知の通りであるのであります、此の博物館を建設しませうと云ふ目的は、即ち國民の常識を發達させると云ふことを、吾々は第一の目的として居るのであります、博物館なるものゝ種類は、申すまでもない、色々ありますけれども、兎も角も本員等の希望して居る所のものは、即ち此の常識の發達に資すると云ふこと、延ては産業の發達を望むと云ふことが即ち趣旨であるのであります、其の點から申しますると云ふと、方法は色々ありませうが、吾々の第一に希望する所のものは、即ち吾々が日常用ゐて居る所の衣食住に必要なる物此物は如何にして生産されるものであるか、吾々が需要するまでには如何なる經過を經て形を變へて、所謂著物となり家屋となりするものであるかと云ふ事を知らしむると云ふことも、非常に必要な條件と考へるのであります、斯の如き物は總ての物を一堂に集めると云ふ譯には行かなくても、最も普通な物に對して原料から生産の順序、其間に機械を運轉すべきものがあるならば、其機械を運轉して、其生産の状況を知らせると云ふことに致したいと云ふ考を有して居るのであります、其他電氣即ち今日の電車であるとか、或は電話であるとか云ふやうなもの、其他の工業品等に對しても、今日吾々が需要するまでの經過が、如何にしてさう云ふ形になつて居るかと云ふ事を知らせたいのであります、其他總ての科學に就きましても、普通の智識を要することが頗る多いと思つて居るのでありますから、之に對する所の總ての出來るだけ多くの設備を博覽會に設けて、普通智識の發達を圖りたい、斯う考へて居ります、併し唯々其處に品物を備へ、或は機械を運轉するばかりでなく、是等の物を見まして幾分の智識を得た結果として、斯の如き事業に自分の身を將來委ねて見たいと云ふ者も、必ず起つて來るであらう、或は自分の一身を委ねなくても、之を更に研究して見たいと云ふ者も起つて來るだらうと思ひます、果して左樣な事が出來た場合には、之に十分の指導を與へ、彼等の希望する程度までの研究を十分にするだけの設備を致したいと云ふ考であるのであります、隨て或は活動寫眞の方法にも依りませうし、或は講話の方法にも依りませうし、或は專門家を紹介して、十分に研究の餘地を與へてやると云ふことも必要だらうと考へます、故に此博覽會博物館に對しましては各種の方面の學者に囑託して之を網羅し得ると云ふ事も、亦一つの手段と吾々は考へて居るのであります、又もう一つには、此目的は東京に置きたいと云ふことが吾々の考であるのでありますが、斯くしますると云ふと、地方の者の其便宜を得ることが出來ぬのでありますから、東京に於ける博物館が稍々完成しましたならば、或は其一部の物は地方に之を持行きまして、適當な建物を利用して、矢張巡回的の博物館と云ふやうなものも開きたいと云ふ考であるのであります、是が大體の仕組でありまするが、詳細の事は何れ委員會で申述べる積りであります、斯う云ふものを拵へまするに付て、どれ位の金が要るだらう、どの位の敷地が要るだらうと云ふことは、第一に浮んで來る問題でありますが、吾々の希望としましては、少くも之に就て二萬五千坪乃至三萬坪位の地所を充てたいと考へて居ります、建物も亦三階、場合に依りますならば四階と云ふものにしまして、矢張平面積にしましたならば、二萬坪前後のものは必ず要るだらうと考へて居ります、經費としましては、新設の場合に矢張七八百萬乃至千萬圓位のものは要すると云ふ考である、隨て之を一年二年に完成すると云ふことは到底出來ないと思ひますから繼續事業とするの外は無いのであります、併ながら此地所とか或は建物とか云ふやうなものは、斯の如き性質のものでありまするが故に、寄附に待つことも決して難くないと思ひます、隨分富豪の人になりましたならば、吾々の希望を充たして與れる人もあるであらうと考へます、現に御承知の如く外國に於きまする所の博物館抔は、個人の物になつて居る物が少なくないのでありまして、果して千萬圓要るとしました所で、全部國庫が之を負擔しなければならぬと云ふ譯ではあるまいかと云ふ、吾々は考を持つて居るのであります、此問題は矢張國民黨の柏原文太郎君から先達提出になつて居るのであります、案としましては同じ矢張國立博物館建設と云ふことになつて居りますが、少しく柏原君の説明を伺つて見ますと、内容は變つて居るのであります、併ながら完全な博物館としますには、柏原君の御提出になつて居る所のものと本員等即ち各派の――國民黨を除く各派の方々の御提出になつて居るものと綜合しましたならば、頗る完全な博物館が出來るであらうと思ひます、故に柏原君から御提出になつたものも、無論吾々は贊成をしないのでありませぬ、成べくならば斯の如く完全なものが出來るやうに吾々は希望して居る次第であります、どうか各派から提出になつて居る案でもありまするのでありますから、御審議の上御贊成あらんことを請ひます（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は帝國博物館完成に關する建議案外一件の委員に、併せて付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ動議の如く決します、此際報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

貴族院より回付せられたる政府提出案左の如し

精神病院法案

結核豫防法案

「トラホーム」豫防法案

○岩崎勳君　再び日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち此所に唯今報告になりました、本院の送付に係る政府提出精神病院法案、結核豫防法案「トラホーム」豫防法案に對し、貴族院は之を修正して本院に回付せられたるに依り、此際貴族院の修正に同意すべきや否やを審議せられんことを望みます

○議長（大岡育造君）　日程變更に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ日程は變更せられて、右の三案を議題と致します。

精神病院法案（政府提出、貴族院回付）

結核豫防法案（政府提出、貴族院回付）

「トラホーム」豫防法案（政府提出、貴族院回付）

○小川平吉君　此三案に對しまする貴族院の修正は已むを得ざるものと認めます、仍て之に同意致したいと考へます。

〔「贊成々々」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ、貴族院より回付せられたる三案は、同意することに決しました。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　日程第十一、八丈島漁港修築に關する建議案を議題と致します、高木正年君。

第十一　八丈島漁港修築に關する建議案

（高木正年君外三名提出）

八丈島漁港修築に關する建議

八丈島漁港修築を國庫支辨とし速に之か施設を爲さむことを要す

右建議す

○高木正年君　私はまだ十分健康が復して居りませぬから、座席で極めて簡單に説明を致したいと思ひます、許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○高木正年君　此案は、從來此漁港修築は、其半を國庫の負擔とし、其他は地方費に依て經營をされたのであります然るに此八丈島の漁港に付きましては漁港其のものゝ性質の上からも、決して一縣一府の者の漁業をする處でない、何れの者も從來三宅島、八丈島、大島等に付きまして、此漁業を爲したのであります、近來漁區の變化に依りまして、硫黄島或は寡島附近が鰹漁の中心となつて居ります、此領海に於ける所の鰹漁と云ふものは、極めて廣大なものであります。

〔議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く〕

○高木正年君　此提出は從來の關係上、千葉縣、靜岡縣、神奈川縣、東京府の代議士に依て提出されて居りますが遠く和歌山縣よりも來つて漁業を致す者があります、然るに此所謂水產工業地に是等の漁船の寄泊する場所が無き爲めに、一旦自分の本土より餌を積んで硫黃島若くは寡島に行きますけれども、一たび漁を爲して滿船になる時分には假令餌が殘つて居つても、一旦靜岡縣でありますれば靜岡縣の沿岸、千葉縣ならば千葉の沿岸に歸つて來なければならぬ、殊に鰹漁の如きは餌を得ることが困難である餌を粗末にすることも極めて愼まなければならぬのでありますが、斯樣な狀態であるから常に餌を無駄にして、航海に多くの日子を費して、十分漁獲を得ないと云ふやうな今日の實際である、所が硫黃寡島附近に於ては、港灣を造るべき所の——硫黃島は稍々大なる島でありますけれども、所謂活火山の系に屬しまして常に天災のある所で有りまするから迚も漁港には適しない、已むを得ず最も近き所の八丈島の漁港を修築すると云ふ事が多年の問題である、農商務省が嘗て日本の漁港の總てを調査したる中に何時も第一位に置かれるものは、此八丈島であります所が今日まで政府の執り來つた——前內閣以來稍々擴張された結果として、其費用の半を國庫の負擔とし、其半は地方の負擔とした所で、神奈川縣の鎌倉郡千葉縣の安房郡等より送出す所の漁船總てを包容するに付ては、餘程大きな港灣を要するのである、迚も二十萬三十萬の金で——其半の十萬圓位のもので行けば、地方に於ても負擔し得るのでありますが、どうしても五十萬或は四十萬圓の費用を負擔しなければならぬ、極めて必要を感じて居りますけれども靜岡縣に於ても、千葉縣に於ても、其費用を負擔することが出來ない、況や東京府では石油發動機を持つて漁に行くのでありますからして、島の關係から東京府の者が主體になつて居るのであります、斯樣な狀態でありますから、どうしても從來の漁港修築國庫補助の方針では、迚も數府縣に亘つて一大漁港の根據地と見るべき八丈島の漁港修築に就ては、矢張是は何所かに新なる方面を開いて、國庫の負擔としてやるより外に途が無いと思ひます、神奈川縣知事に於ても、千葉縣知事に於ても、靜岡縣知事に於ても、是等に就ては交渉を致したのでありますが、何れも同意同感であります、どうしても國庫の補助を增したい、漁業組合に於ても、漁業關係者に於ても、同一意見であつて、現に過日の請願委員會にも唐端代議士より請願が出て居りますが、即ち八丈島漁港修築の問題であります、私共は戰後の我國の產業の方面に就て常に考察致して居りまするが、工業方面に就ては、恐らく此世界の競爭場裡に立つて、日本が獨立の力でやり得ると云ふものに就ては、甚だ不安定の立場に居るのであります、獨り漁業方面は我が沿海地のみならず、遠くは南洋の方面へ行つても、又南太平洋濠洲の方面へ行きましても、漁船の中繼渡さへありますれば——且つ石油發動機汽船の稍々大なるものさへ出來ますれば、世界に手を振つて日本人の活動し得べき場所は、多々益あるものであると斯樣に信じて居ります、それでありまするから、水產業の戰後發展を爲すことは、我國の戰後の發展事業中最も利益にして、最も爲すべき事業の一であらうと思ふのであります、それに付ては先づ島嶼の漁港を造つて之を根據として、是より南洋方面に出づる、現に南洋方面に於て昨今頗る良き成績を得て居る、勢ひ是等の島にも、矢張漁港を造る必要が將來起つて來ると思ふ、而も其所要金額は澤山であるかと云ふと、僅か百萬圓若くは百萬に近き金があれば出來るのである、戰後の發展事業として、價少くして最も利益の多いものである、一時に左樣な大きな事も出來ませぬから先づ八丈島に依て此端緒を啓いて、將來我國沿岸の所謂島嶼に於ける所の大なる漁港修築は、成べく國庫の負擔として、小さいものは地方若くは國の補助に依てやるべきものとすると云ふ先例か作りたい爲めに、此案を提出致したのであります、尙ほ詳しく申上げたいのでありまするが、何分健康が十分でございませぬから、何れ是は委員會に御移し下さることゝ思ひまするので、委員會に於て詳細の事を申上げたいと思ひます、どうぞ御贊成を願ひます。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長(濱田國松君)　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議が無ければ動議の如く決します——日程第十二、八戸、久慈間輕便鐵道速成に關する建議案を議題に致します、提出者鈴木錠藏君。

第十二　八戸、久慈間輕便鐵道速成に關する建議案(鈴木錠藏君外一名提出)

八戸、久慈間輕便鐵道速成に關する建議案

青森縣下八戸港より岩手縣下久慈町に通ずる輕便鐵道に就ては政府も已に其の必要を認め大正九年度より十七年度に至る九箇年計畫を以て其豫算を計上せられたるか本鐵道決定の際は貨物中石炭の如きは殆と算入せられさるものなりしに爾來本線沿道に於ける各石炭坑の發達隆々たるものあり久慈町のみに就て見るも出炭量優に年額十萬噸に及ふへし現在鐵道院は遙に常磐炭を仙臺以北に輸送するを見るも此の線路の敷設に依り燃料の利便を獲るや大なるものあるへし且又八戸港貨物の八割は海上風浪の厄難あるに拘らす久慈町取扱の貨物なるに徵するも本線竣功の上は其の面目を一新するや期して待つへし依て本鐵道速成の必要あるを認む

右建議す

〔鈴木錠藏君登壇〕

〔拍手起る〕

○鈴木錠藏君　本案は青森縣の八戸港より岩手縣の久慈町に到る輕便鐵道を速成せんとする建議案でございます、御承知の如く三陸沿岸は、平素に於ても風波險惡に致しまして、航運甚だ不便で、殊に多期三箇月間の如きは、交通の便を缺くと云ふやうな有樣でございます、之を陸路に求めんとすれば、道路頗る險惡にして、殆ど道路と謂ふべきものが無い位であります、纔に八戸より久慈町に到る里程十六里を、三日路を費さなければ達することが出來ないと云ふやうな不便の處でございます、政府も此地方民の多年の希望を容れられまして、來年大正九年より大正十七年に至る九箇年度計畫を以て、其の間三十四哩、此豫算三百七十餘萬圓を以て輕便鐵道を敷設することになつて居ります、實に是れは結構な話でございまするけれども、抑々此計畫と云ふものは唯々三陸沿岸が甚だ不便の地である、之に鐵道が開ければ、隨て其地方が開發されると云ふやうな、簡單なる意味から來たやうに想像さるゝのでありますが併ながら近年此地方は非常に發展致しまして、殊に此沿道に於ける石炭坑の發達は、實に[illegible]ものがございまして、一箇年七萬噸以上十萬噸に達するやうな有樣で、貨物集散の狀態は、面目を一新して居る有樣でございます、仍て私は是が速成の理由として二三の實例を申上げたいと思ひます、第一に此久慈町を包含する所の、九戸郡役所の調査を一寸申上げて見たいと思ひます、詰まり九戸郡內の出入荷表と云ふものは、一箇年の出荷が木材が三十萬石一車七噸積として一萬車、木炭が百五十萬俵、是が五千車、大豆が八千石、是が百六十車、麥が一萬二千石、是が二百車、繭が三千貫、是が三車、蕎麥が一千石、是が十八車、砂鐵が十萬九千五百叺、水產物が十五萬六百四十四貫、石炭が七萬二千噸、又入荷の方では主なる物が米、鹽、石油、肥料、雜貨、總重量が三百六十七萬六千貫の多きに及んで居ります、斯の如く澤山なる貨物がございます、第二には此八戸驛からして東北本線に積出す荷物は、大正七年度の平均を見まするに、一日五十車以上六十七車にして尙ほ停滯貨物が一萬五千噸の多きを算して居ります、而して其八割の荷物は久慈町より石油發動機の如き不完全なる、僅に三四十噸の船を以て輸送し來つたものであります、第三は本年は殊に寒氣甚しく、八戸港は一箇月も結氷して居りまして、之が爲めに同港の貨物は四分の一に減じました、それと反對に久慈町に於ける所の木炭材木は、山の如く堆積したのでございます、又今回の豫算に計上されて居りまする所の鮫港、即ち八戸より一哩——一里東の鮫港は漁港となりまして、其豫算百二十萬圓計上されました、而して其中八十萬圓と云ふものは、此材料費でございます、然も其中には甚だ交通不便の爲め一日二百貫積と致しまして馬車が一臺七圓と云ふやうな高價を貪つて居ると云ふやうな次第で、若し是が輕便鐵道を早く敷設すれば、漁港改築に於ても非常なる便利を得ると考へます、それから第五に鐵道院自身も、今日は仙臺以北の燃料は遙々磐城炭を運んで居るやうな有樣でありまして、若し輕便鐵道が竣工の曉には、鐵道院自身も甚だ低廉なる燃料を得るの便利がございます、以上の理由に依りまして、九箇年に亘るが如き甚だ緩漫な計畫を一變されまして、速成せられんことを希望する次第でございます、然も是が竣工致しまするとゝ高橋嘉太郎君其他五名の諸君の提出せられたる、久慈大船渡の鐵道

と連絡し、更に政府が豫算に組んで居りまする所の一戸より大船渡に至る所の鐵道と連絡を致しまして三陸沿岸線が完成する次第であります、右樣の理由に依りまして、此案を提出しましたから、何分御審査の上御贊成あらんことを希望致します。

○岩崎勳君　本案は議長指名、九名の委員に附託せられんことを望みます。

○副議長(濱田國松君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議が無ければ動議の如く決します。

○岩崎勳君　日程十三に對して、延會の動議を提出致します。

○副議長(濱田國松君)　動議に御異議ありませぬか

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議が無ければ延會に決します、日程十四、長崎港海陸聯絡設備に關する建議案、提出者則元由庸君。

第十四　長崎港海陸聯絡設備に關する建議案(則元由庸君外七名提出)

長崎港海陸聯絡設備に關する建議

一長崎港海陸聯絡に必要なる設備を爲すこと

一港內の繫船浮標を整備すること

長崎港灣の浚渫改良を行ふてより既に十餘年其の境域少しく狹きの憾みなきに非されとも海港として諸多の形勝に富めるに於て他に多く匹儔を見す而して今後世界商工業の中心市場たるへき支那南洋とは僅に一衣帶水を隔てゝ古來通商貿易上極めて密接なる關係を有す支那南洋を中心として東洋諸港に來往すへき內外の船舶貨客か長崎を經由するを便とすへきは論を須たす殊に上海の長崎に於けるは釜山の關門に於けるか如く相互の關係頗に密なるものあり今日未た其の間を聯絡する直通航路なしと雖早晚之を實現すへきを疑はす即ち長崎港は東洋諸々航路に來往する內外大小船舶の炭水供給港としても支那南洋を華主とする貨客の集散地としても將又上海直通航路の基點としても極めて多忙なる前途を有するを以て施すに海陸の聯絡船舶の繫留、碇泊、炭水の供給、貨物の積卸、旅客の乘降等に必要なる諸設備を以てするを急務なりと認む依て政府は速に適當の方策を講し本建議の趣旨を遂けしめられむことを望む

右建議す

〔則元由庸君登壇〕

〔拍手起る〕

○則元由庸君　唯今議題に上つて居りまする、長崎港海陸聯絡設備に關する建議案の提出理由を申上げたうございます、長崎港は諸君御承知の通りに、昔し寬永年間に開港されましたので、三百年以上の舊い歷史を有つて居ります、其港の形狀を申しますれば、東、北、西の方は高い山を以て圍まれて居ります、單り南方が開けて居りまして、海水深く、船の碇泊には最も便利好き港であります、昔より此港は種々の歷史を有つて居りまして、幾多西洋文明の門戸となりまして、我帝國に非常なる貢獻を致して居ることは、今私より申上げるまでもない、單り舊い歷史を有つて居るのみならず、現今に於きましても最も樞要なる港でございまして、且又次第々々に發展進步を爲しつゝあるのでございます、即ち舊長崎の時代に人口僅か三萬を算して居りました、明治二十二年市制實施の際には、漸く六萬內外の人口でありましたが、現在に於きましては、十九萬何千と云ふ大數を數ふることになりました、即ち三十年間に於て、三倍以上に人口の蕃殖を來して居ります、而して此灣內に經營されて居ります造船所は、御承知の通り東洋第一の三菱造船所があり、其他大小幾多の工場も近頃經營されまして、次第に發展を致して居ります、港外には又彼の有名なる三菱高島の炭礦其他幾多の大小礦區が散在致しまして、此港に出入する所の船の燃料を供給するに餘りあるのみならず一方石炭の輸出港として名を成して居る港であります、而して尙ほ此地形は、九州の西端に位して居りまして、吾々は最も此支那貿易上に重きを爲す所の上海、東洋唯一の貿易港たる上海と日本との間に於きまして、最も此港は近いのであります、即ち此長崎と上海との距離を申上げますと、僅に四百六十九哩でございます、で今日船の交通致して居りまする大概の船の時間を要しますることが約四十時間でありまして、若し快速力の船でありましたならば、僅か一晝夜即ち二十四時間內外で、到達することが出來ると云ふやうな處であります、斯樣な次第でありますが、遺憾ながら此度の戰亂以後、僅に一週間に一回だけの定期船がありまして、元と二回であつたのが戰爭の餘響を受けまして、半減即ち半分になつて居ります、然るに前申上げましたやうな次第でございまして、又吾々の聞く所に依りますれば、上海には近く大築港の計畫があると云ふことを承つて居ります、又此後方の九州と本土との聯絡に付きましては、政府に於きまして海底の隧道を設けて、此九州と本土とを唯今のやうに迂濶なる方法を用ひず、知らず識らずの間に通過することの出來る御計畫のあると云ふことを承つて居ります、さうして見ますると、此長崎と云ふやうなものは、距離に於きましても其他の點より考へて見ましても、どうしても此支那との交通を、一層便利にしなければならぬことゝ私は考へます、唯今は御承知の通りに、直通列車が關門を通過致しまして、朝鮮を經て歐羅巴に交通することになつて居ります、吾々が最も熱望致して居ります即ち對支貿易を是以上發達をせしむる方法として、丁度關海峽を通つて歐羅巴に通ずる彼の連絡船と同樣に、我長崎港より上海に向ひまして、一週間に二回は愚か、每日若くは關門通り一日に二回位の交通をしても、尙ほ足らぬと云ふやうに後來はなるだらうと思ひます、然るに唯今の狀態は前申上げましたやうなことで、甚だ長崎と上海との航路は閉却されて居りますが、是は遺憾千萬に思ひます、此航路は是非とも何等かの方法を以て、近い內に御攻究を願ふやうな方法を、私共も尙ほ他の別案に於て攻究致したいと思つて居りますが、其前に當りまして先づ此港の改善を計りまして、互に交通する所の船と陸との間の設備を完全に致しませぬければ、如何に船は澤山持つて居りましても、何等其効用を爲さぬと云ふことを考及びまして、乃ち本案を提出致しましたやうな次第でございます、此建議の主旨となつて居りますのは二つございまして、第一は此陸上等の設備であります、此設備に付きましては、幾多方法もございませうが、即ち棧橋を設け、若くは淺い處は浚渫を致しまして、兎に角も船と陸との間の接續を完う致したいと云ふので、上海に交通致しますす位の船は、直き〱に棧橋に著くやうに致しまして、さうして大なる船の歐羅巴航路の如きものは、即ち沖の方に著けまして、さうして石炭船であれば左右より積取を致し、又寄港船でございまするど云ふと、他の艀船を以て、人の送迎を爲すと云ふやうな方法にしたいと云ふのが、即ち此第二項に當りますので、唯今浮標を港內に政府よりして設けられて居りますけれども、其浮標即ち「ブイ」と云ふものが、各處に點々散在致して居りますが爲めに、之に大なる船を繫ぎますと、却て港內船舶の通路を妨害致します、と申しますものは、點在致して居ります「ブイ」に大きな船を繫ぎまするど、潮流のまに〱、又は風の都合に依りまして其の船が位置を變動致します、さう致しまするど云ふと、挾い港の「ブイ」でありますと他の船の非常な妨害を致します、故に政府に於て相當な方法を用ゐて之が整理を爲す、即ち或一つの「ブイ」に船を繫ぎます場合に當りましては舳を繫ぎ、次の「ブイ」に艫を繫ぎ、舳と艫と兩方繫ぎまして、さうして之を連結致しますと、他の船の妨害を爲さず、其船自體の安全を得ることゝ私共は考へて居ります、併し是等の方法に就きましては、何れ當局者に於て、尙ほより上の成案がありましたならば、兎も角も是は其方に御委せをするのでありますけれども、吾々の希望する所は、何を言ひましても、現狀の有樣に滿足することは出來ませぬからして、此二つのものを完全にしたいと云ふのであります、尙ほ終りに私は港の經歷に就て一言致しまして、御參考に供しやうと思ひます私共の考ふる所に依りますれば、此長崎港と云ふものは國の港であつて、市民の港では無い、即ち國の港であるからして、此港の設備に付きましては、國の力を以て爲すべきものであると信じます、然るに從來歷代の政府に於きましても、餘り此の長崎の港に重きを措かず、何時も閉却されて居りますやうな次第でございますが偶々日淸戰爭後に船舶の出入か非常に頻繁となりまして、次第に支那との貿易も發達する場合に當りまして、悠々として、過去る譯に行きませぬから、當時の市民は非常なる奮發を致しまして、約五百萬圓の巨費を投じて、港灣の改良を企てたのであります、其時分に國庫の方より八十萬の金の補助を受け、縣費より二十萬の補助を受けまして其餘の約四百萬圓と云ふ金を市より出しまして今日に至るまで、尙ほ其市債の償却に苦んで居ると云ふやうな次第でございます、斯う云ふやうな譯でございますが、日淸戰爭後にやりました所の港灣の改良と云ふものは、唯々第一期の工事とも謂ふべきものでございまして、即ち淺き處を掘り、其掘りました坪數が、約五十九萬立方坪でございまして、埋

案致しました所の土地は、約二十萬平面坪でございます、其二十萬坪の中より通路、溝渠、及工場敷地の如きものを設けて、玆に大長崎を成すと云ふやうな、其資に供して居る次第でございます、今日以後に於きましては、即ち第二期、第三期の計畫を致しまして、前來申上げまする如く、我長崎と上海とを結著けて今日以上の大なる發展を致したいと云ふのが、即ち本建議案を提出致しました所の理由でございます、尙ほ詳しき顚末に就きましては、委員會に於きまして詳細政府の御意見も叩きますし、吾々の意嚮の在る所を御話致しまして、御協贊を得たいと思ひます、一應說明を致して置きます。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議が無ければ動議の如く決します、日程第十五、兩肥筑貫通鐵道敷設に關する建議案、提出者原田十衞君。

第十五　兩肥筑貫通鐵道敷設に關する建議案（川原茂輔君外二名提出）

兩肥筑貫通鐵道敷設に關する建議

一佐賀縣下佐賀市より福岡縣下若津港を經て九管矢部川驛を過き熊本縣下南關町、山鹿町及隈府町を經由して大津町に至り豐肥線に聯絡する鐵道

右鐵道は産業の發展交通機關の不備を補はむか爲急設の必要を認む政府は速に調査を遂け建設せられんことを望む

右建議す

〔原田十衞君登壇〕

〔拍手起る〕

○原田十衞君　此建議案は佐賀縣下佐賀市より、福岡縣下若津港に至りまして、それより更に九州本線の矢部川を經まして、熊本縣の南關町、山鹿町、隈府町等を經まして、熊本より大分に達する所の豐肥線に連絡せんとする所の約五十三哩許りの鐵道であります、此鐵道を敷設致しまして、沿線の産業、交通の發展を期したいと云ふのが、本案提出の理由であります、此沿線は肥前、筑後、肥後の最も生産の豐富なる土地を貫通致すのでありまして、物資の豐富なることは、申すまでも無いのであります、どうぞ諸君の御協贊を得まして、滿場一致の御贊成を希望致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議が無ければ動議の如く決します、日程第十六、音樂學校設置に關する建議案を議題と致します、提出者鵜澤總明君。

第十六　音樂學校設置に關する建議案（鵜澤總明君外二名提出）

音樂學校設置に關する建議

音樂は優雅なる情操を涵養すると共に又能く剛健沈勇の氣象を帥ゐて高遠雄大の協調を渾成し殊に諧律整然たる共同精神を發揮するに於て最威力あり一般風尙と道德とに及ほす影響絕大なりと謂はさるへからす然るに現在に於ては唯東京に一箇の音樂學校あるのみ時代の趨勢に鑑み誠に遺憾なりとす政府は速に大阪又は京都に音樂學校を設置して殊に洋樂の敎育を盛ならしめむことを望む

右建議す

〔法學博士鵜澤總明君登壇〕

〔拍手起る〕

○法學博士鵜澤總明君　此建議案は、日本に於て唯唯東京に國立の音樂學校と致しましては東京音樂學校一つあるのみであつて、甚だ此音樂敎育の上に、殊に此洋樂の敎育の上に、不十分であると云ふことを感じて、提案をした次第であります、我國が正義公道を以て世界に鳴つて居ると云ふことは、明白であるに拘らず、斯の如き國に於て、而も音樂敎育の未だ十分でないと云ふことは、甚だ遺憾に考ふるのであります、而して先づ建議者の提案と致しましては、大阪若くは京都の方面に於きまして、今一つの音樂學校を國家の施設として、經營をして貰ひたいと云ふことになるのであります、一昨年三田の博物館を見ました時に、丁度九鬼男爵の紹介に依りまして「オルチン」と云ふ大阪に居ります西洋人に會うたことがあるのであります、所が此「オルチン」氏の話に依りまするると、日本に於て伊藤公爵其外の名流の求めに依りまして、初めて米國から「ピヤノ」一を取寄せて、さうして「ピヤノ」一の演奏をやつたのが、自分の一番初めの經驗である、其後三十年以上を經過した今日の日本の音樂の狀態と云ふものは、寔に進歩したものであつて、殆ど隔世の感があると言うても差支ない、斯う云ふやうに言はれて居りますけれども、併ながらまだ歐米諸國の音樂敎育に比較を致しまするならば、甚だ遲々たるものでありまして、決して誇るに足らぬのであります、獨逸の如きは千九百十三年の調査に依りましても、全國に四百三十三箇所の音樂學校が在りまして、其內の十一は國立音樂學校であります、それから英國である、或は佛蘭西であると云ふやうな諸國に於ても、殆ど之に亞ぐやうな狀態であります、今度の戰爭に於きましては、其國民の思想の統一の場合に方り、或は非常に雄大なる、或は勇氣を現はして非常に此國民が大捷を得るやうな事になつたのは、音樂の影響が多かつたと云ふことは、明白の次第になつて居ります、我國に於ても、どうか此思想問題と共に音樂敎育を一層完全に致しまして、健全なる音樂を、もつと國民的に普及せしめたいと思ひます、假りに敎育家として敎壇に立ちます場合に、最も進歩せざる、最も幼稚なるものは洋樂であると思ひます、どうか其意味に於て此建議案を御研究の上、本案の通過あらんことに御贊成を願ひたい。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○副議長（濱田國松君）　御異議無ければ、動議の如く決します、日程第十七、財政整理に關する臨時調査機關設置の建議案を議題と致します。

第十七　財政整理に關する臨時調査機關設置の建議案（犬養毅君外三名提出）
（委員長報告）

○副議長（濱田國松君）　委員長の報告を求めます、川原茂輔君。

〔「氣賀勘重君が說明します」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　委員長が居られませぬければ、理事の氣賀勘重君より報告を求めます。

〔法學博士氣賀勘重君登壇〕

○法學博士氣賀勘重君　委員長が不在でございますから、私から御報告申上げます、此建議案の趣意は提出者――犬養君から本會に既に述べられましたものでありまして、御承知のことゝ存じますが、經濟界大變革の後を承けた時でありますから、政府の財政計畫にも、種々整理を加ふべき事が非常に多いだらう、其整理の爲め、朝野の學識經驗ある者を集めて、調査機關を設置したら宜からう、斯う云ふ建議案でございます、特別委員會は此案に就きまして、委員會を開くことが四度でありました、さうして提案者に對する質問、並に政府當局殊に大藏大臣、並に總理大臣の出席を求めまして、質問を重ねたのであります、其重ねました結果は、之を可決すると云ふことになつたのであります、其經過を大體申上げますと、初めに此案を審議するに方つて先づ第一に疑問となつたのは、一體審査すべき事柄は、如何なる範圍に渉るものであるかと云ふことであります、此事に就きましては、提案者の野添君からして、書面を以て調査項目を提出されましたのであります、其調査項目は八つあります、即ち各種税制整理、專賣事業整理、公債及借入金整理、各種官業の整理、各種特別會計の整理、各種委任經理の整理、地方財政の整理、殖民地財政の整理、斯樣に八箇條掲げてありまして、それに附帶して、尙ほ財政整理に關聯して攻究すべき問題として、尙ほ鐵道とか、港灣とか、社會政策と云ふやうな七つの項目を擧げまして是等の事に就て調査するやうな機關を設けたいと云ふ事であります、此書面を見ますと、非常に其調査範圍が廣くなつて、恰も內閣の仕事に全部渉るやうに見えましたので、餘り範圍が廣過ぎはしないかと云ふやうな議論も大分あつたのでありますが、段々質問を重ねますに從つて、提案者の趣旨も了解されて參つたのであります、其趣意は最後に總理大臣に對して、提案者の野添君からして質問をした時に、斯う云ふ事を申されたので、大體分るだらうと思ひます、詰まり先程申した税制整理、專賣事業とか、公債借入金の整理と云ふやうな事柄を研究して貰ひたいと云ふ希望である、但し是は大體斯う云ふ事を調査して貰ひたいと云ふことであつて、必ずしも是等の事柄を全部調査せねばならぬと云ふ趣意の建議でない、調査すべき項目の事、それから機關の組織の事、是等に就ては唯々提案者が希望を述べただけ

であつて、其詳細を決定することは政府の採擇に委せるのである……

〔副議長濱田國松君議長席を退き議長大岡育造君復席〕

○法學博士氣賀勘重君　だらう其全部を調査されても、幾分を調査されても、其點に就ては政府に委せると云ふ、斯樣な譯であります、斯う云ふ申出がありましたので、大體此調査項目なるものは、さう確定的の御決定案でないと云ふことを吾々は了解したのであります、其組織に就ても、唯、朝野の學識經驗ある者と云ふだけであつて、之を兩院議員から採る其他如何なる方面から採るかと云ふ事に付ては、政府の裁量に委せる、斯やうな趣意であると承りました、是に對して總理大臣は大體同意の意味を表明されたのであります、今日の際に當つて、財政の整理の必要なることは認めて居る、又唯今野溝君の申したやうな希望であつて、斯う云ふことを望むと云ふことであれば、之を參酌して考へて見ても宜しからうと思ひます、其細かい組織の事に就ては、尚ほ十分考慮しなければならぬ、御趣旨は御尤で贊成して宜しいと云ふ言明でありました、此言明を諒と致しまして、委員會の各位は此案に贊成されたのであります、但し序に御報告致して置きますが、此案に就て憲政會の野村君と思ひますが、財政計畫と云ふものは、總て其內閣の經綸の表れる最も主もなるもので、內閣の經綸は、殆ど此財政計畫の上に表れるのである、此計畫に就て整理の爲め委員を設けると云ふことは、內閣を信任することが出來ないから、斯う云ふ機關を設ける必要があるかと云ふ質問もありました、之に對しては提案者は決してさう云ふ意味ではない、政府不信任ではないと云ふ答でありました、それから討論の際に當りまして、此建議案は、政府不信任の意味でないと云ふならば、どうも意味を爲さぬやうだ、詰まり財政計畫は、政府の經綸を十分に示すべきものである、政府が全力を以てやるべきものであるから、斯樣な調査機關を設けて、更に色々な事で掣肘を加へるやうな事をしては、却て煩雜面倒ではないかと云ふやうな御趣旨で、反對の御意見がありましたが、此反對意見は少數で消滅しまして、結局原案可決と云ふことになつたのであります、何れ此反對意見は、野村君から十分に說明せられる事と思ひますから、私は其意見のあつたと云ふことを御報告して、可決したと云ふことを御報告するに止めて置きます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　野村嘉六君。

〔野村嘉六君登壇〕

○野村嘉六君　私は本案に反對する者であります、唯今委員長の報告にもありました通り、財政の關係は國家の重大なる仕事でありまして、即ち財政の按排考慮を十分にやりましたならば、其政府の成績を得る、萬一之に反して其按排計畫を誤つたならば、其內閣は即ち能力の足らぬ、所謂政治を爲す資格の無い內閣であります、故に政黨內閣は勿論、藩閥內閣に致しましても、財政計畫と云ふことに就きましては、至大の注意を拂ふのであります、言ひ換へれば內閣の第一の責任問題である、第一の使命である、それでありますからして、社會は新に出來た原內閣又如何なる內閣に向つても、如何にして其財政の按排をするかと云ふことは、最も注意して見るのであります、現內閣も成立當時總理大臣は當議會に於て財政に關する所の一班を述べられた、其時には現內閣は成立日が淺い、それであるから十分の施設が出來ない、要するに來るべき年度に於ては、此社會の變遷に應じて、相當なる財政計畫を立て、さうして諸君の協贊を經ると云ふ趣旨の演說があつた、即ち現內閣は、本年は十分の經綸を施すことは出來なかつたが、來年は述べられる如く經綸抱負の見るべきものありと云ふことを、今から表示されたのであります、又內閣としてさうあるのが當然である、國民も斯く期待して居るのである、財政に關する現內閣の經綸抱負既に斯の如し、加ふるに各政黨政派に於ては、それ〴〵財政稅制に對しては、繼續的の調査機關を設けて居るのである、他の臨時的一時的のものでなくして、最も必要な事であるから、それ〴〵繼續的に委員を設けて、さうして財政稅制に關する所の、諸般の研究討議を重ねつつあるのであります、加之吾々三百八十一人の議員は、是亦財政に關する所の研究討議は、當然しなければならぬ責任があるのであります、議員の最も重んずべきものは此點であります、故に此議會に於きましては、豫算委員として常任委員六十三人の委員を以て、審議討論されつつあるのであります、斯の如く政府に於ては、既に來年度に於て經綸抱負の聲明を爲し、各政黨に於てはそれ〴〵繼續的の調査機關を設け、又議員の職責として、吾々が十分審議討論せねばならぬ、其上に尚ほ別箇の調査機關を設けると云ふことは、私は屋上屋を重ねるやうなものでありはせぬかと思ひます、さうして此調査機關に對する所の提出者の御意見は、成るべく學識經驗に富んだ者を以て組織したいと云ふ御說である、それは聲望家を以て組織されて居る所の調査會は、從來の經驗上成績が餘り良くないと云ふことである、併し私の考では、智識、經驗、修養を積んだ結果、所謂聲望家となり、人望家となり、技術家となつて現れるのであつて、聲望家を拔きにした智識經驗者と云ふものは、餘りさう餘計にあるものでないやうに思ひます、煎じ詰めたならば、即ち聲望家と云ふものは、必ずや智識經驗から其要素を成して居るやうに感ずるのである、さう致しますと、結局從來ある所の調査會と五十歩百歩でありはせぬかと思ふのです、故に私は此特別調査會は、特殊の効能無しと思ふのである、又反對の議論に於ては、輿論の代表と云ふ議論があるかも知れませぬ、併ながら國論の代表、輿論の代表は、吾々三百八十一人の議員が爲して居るのである、又時の政府が輿論を顧みず、輿論を參酌せずして、財政の計畫を立てるやうな無謀な事はせぬと思ひます、僅かの人數で少數と云ふことであるから、其人數の程度は分りませぬが、若し是が二十人か三十人であつたならば、此二十人三十人の者が輿論を代表して、吾々三百八十一人の者が輿論を代表せぬと云ふ理由は、見出すことが出來ぬのである、時の政府が輿論に構はずにやると云ふやうな事は思ひ浮ばないのである、況や斯の如き調査機關はどうか致しますと、責任の避難所になる虞があるのであります、今日も色々質問致しますと云ふと、政府は動もすれば、調査會に於て未だ決定して居らぬと云ふやうな言葉を以て、答へられることがあるのであります、それでありますから、政府當然の責任たる財政計畫に對して、一の避難所を拵へると云ふことは、立憲政體に於て、決して好い事でないと私は信ずるのであります、又此調査に依らなければ、財政の方針の確立を期することが出來ぬ、斯の如き事であつたならば、私は其政府自身が、自己の力を以て、國政を燮理する所の力が無いと云ふことを、自白したものと思ふのであります、又極く輕微な問題であつたならばどうであると申しますると云ふと、是は委員長の報告の通り、謂はば手足纏になる所の傾があるのである、併ながら調査會中に國民の施設と相須つべき性質のものがある、譬へて見れば國民經濟調査會の如き是である、是等の如きは、人民と相須つて施設を講ずるに非ずんば、其効果を擧げることが出來ませぬからして、斯の如きものに對しては調査機關が必要である、財政は獨り政府の任ずべきものである、此意味合に於て、私は斯の如き機關は不必要なりと信ずるのである、併し特殊の臨時教育調査會の如き、稍々是は特殊の技術に屬するものである、財政は普遍的、一般的の政府の政策經綸に屬する事である、それであるから、偶々臨時教育調査會の成績が少し許り擧つた所で、それを以て律する事は出來ない、それから從來調査會が種々ありました、併ながら多くはそれは政府自身の仕事に屬するからして、任命された所の委員は、矢張政府の役人のみであります、種々の調査會がありますけれども、斯の如き次第でありますから、私は財政の整理、稅制の整理と云ふ事は、最も必要と信じて居る、併ながら斯の如く手足纏にならずんば、無能力表示の機關を設ける必要はないと思ふ、況や提案者は曩に提出された時には、其範圍非常に廣くありまして、殆ど財政の全般に渉り、責任の無い一つの此所に政府を造るかの如くであつたが、それが唯今の委員長の述べられた通り、此範圍が段々縮小されまして、財政整理に關する調査要目として、最後に八箇條殘つたのであります、此八箇條も確信があつて、必ず之を調査して吳れと云ふのではない、取捨は政府の自由なりと言つて、提案者自身が、初めには殆ど第二の政府の仕事をするかの如き語氣を以て說明されながら、最後にはどれでも望み次第、決して不平は言はぬと斯の如き結果に立至つたのは、要するに提案者自身も、確信が無いと云ふことの證據であると思ふ（ひや〳〵）故に私は斯の如き案に對しては、全然反對するのであります、併ながら財政整理、稅制整理、是は必要である、故に萬一此實を擧げるならば、原總理大臣の言はれる如く、二年三年後になつて漸く効果が現れると云ふことである、二年三年後になつて効果が擧るのを待つよりは、寧ろ進んで總理大臣の言責に對して、現政府に於て、是非來年度に於て相當財政整理、稅制整理の方案を以て、議會に臨む

と云ふことを請求して置くのが、却て提出者の本意の効果を擧げる所の捷徑であると信ずるのであります、私の本案に對する反對の議論は以上の如くであります（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　小林源藏君。

〔小林源藏君登壇〕

〔拍手起る〕

○小林源藏君　諸君、本員は少々咽喉を痛めて居りますので、今日國民黨の提案せられたる此重大なる案を支持し、併せて憲政會の駁論を辯駁するには、甚だ不適當な境遇に在りますけれども、案其物が極めて雄辯である、之を駁擊せられたる所の議論は、聲の大なるに拘らず、論旨甚だ不徹底でありましたから、此咽喉を痛めて居る所の聲でも、或は支持するに適當であるかと思ふのであります（拍手）野村君の反對せられたる所の理由を聽きますると、苟も政黨内閣とある以上には、抱負もあり、經綸もあるだらう、内閣に立つたる以上は、財政整理を爲すことは當然の職責である、當然の職責として爲すべき其内閣に對して、調査機關を設けやうと云ふことは恰も屋上屋を架するのであつて、内閣の煩累となるばかりでなく、動もすれば内閣が責任を回避するの口實となるかも知れぬと仰しやる點に在るかの如く見えるのであります、政黨内閣と云はず、苟も内閣を組織する者には、經綸あり、抱負あり、政友會には固より抱負もあり、政見もあり主義もあり、政策もあるのであります、憲政會の諸君は、口を開けば現内閣の經綸抱負如何と問はれるのであります、現内閣には、即ち政友會には實行する所の經綸あり、抱負あり、實行する所の政策ありであります、憲政會の如く、實行せざる政策はありませぬ、（のうのう）實行せざる所の口の先ばかりの經綸抱負はありませぬ（拍手）其經綸抱負なるものゝ一端は、既に此第四十一議會に於て諸君の前に提案致しまして、既に協贊を受けたもの尠からぬのであります、而して原總裁は、稅制財政の事に關係致しましては、内閣に入つて以來日尙ほ淺きが故に、此議會には提案することが出來なかつたけれども、必ずや之を提案するの日があるであらうと明言して居るのであります、其財政若くは稅制の整理等に關係して、抱負を行ふ際に方りまして、朝野の學識經驗ある者の意見を徵して能く研究して、完全なる整理の方案を立てると云ふことは、其經綸抱負を實行する上に於て、當に爲政者の爲すべき事であらうと私は信じて疑はぬのであります（拍手起る）然るに國民黨の諸君は其事をせられんことを望むと云うて、建議案を出されたのであるからして、何の理由に基いて之を拒むことが出來ませうか、寔に尤なる要望にして、用心ある穩健なる政治家は之を容るゝに吝ならざることは、勿論の事であると信じて疑はぬのであります、（拍手起る、「内閣不信任案だ」と呼ふ者あり）一體此建議案なるものは、決して不信任案ではない、内閣を信任するが爲めに建議を出して來るのであります（拍手起る）或は學制振興に關する建議案なるものは、不信任の意味を以て建議されたかも知らぬそれだから直ちに否決せられたぢやないか（拍手笑聲起り「何を言つて居るのだ」と呼ふ者あり）さう云ふ事を聽かんが爲めに不信任なりと言つて居るのだ、（拍手起る）現内閣には鐵道の問題に就ても、教育の問題に就ても、それぞれ抱負がある、而も毎日の如くに憲政會の諸君が、鐵道を敷いて呉れ、鐵道を敷いて呉れと云つて建議案を出すではないか、（拍手笑聲起る）是は果して不信任の意味を以て出すのであるか、現内閣は鐵道に對する眞の經綸抱負があるから……（「葉煙草交付金はどうだ」と呼ふ者あり）其抱負に基いて、どうぞ鐵道を架けて下さいと云つて、毎日の如く建議を出して居るぢやないか（「葉煙草交付金を閑却されぬやうに願ひます」と呼ふ者あり）而も今日は世界の大戰爭に際しまして、御承知の如く既に交戰各國は三千億餘圓の金を費し、社會上經濟上世界の各國を通じて、大變動を來したるの今日であります、此際に於て或は社會上の變態に基き、或は人心の傾向に基き、稅制等に就て、至大な按排を加へざるべからざるの時勢に到達して居ると思ふのであります、此機會に於て國民黨諸君の提案を容れて、朝野の學識經驗ある者の意嚮を斟酌して、財政の整理、特に稅制の整理に向つて調査を致すと云ふことは、極めて適切の事であると信ずるのであります、蓋し第四十二議會に於ては、其調査機關を通じて來た所の成案なるものが、諸君の前に出されるであらうから、其時に此調査機關に出されたる所の案が、斯の如く不都合であると論難攻擊するが宜い、殊に此建議案の委員會に於て、原總理大臣と提案者なる野添君との間の應答は、既に委員長に依て報告せられたるが如く、全く八箇條の要目を提出して居るけれども、是とて此調査機關の設置の條件ではない、基礎條件ではない、希望に止まるのである、原總裁亦――原總理大臣亦――（笑聲起る）調査會設置の方法と時期とは、政府に一任せらるゝと云ふ意味にして、全く此調査項目の如き希望に止まるとせば、調査機關を設くるに於て、敢て吝ならざるのみならず、寔に結構のものであると言うて居る、立派な立憲政治の總理大臣ではないか（拍手笑聲起る）憲政會諸君の如く狹隘なる考を以て、一杯桝の中でごちやごちやして居るやうな者とは其精神に違ふ所があると私は信ずる者であります、（「何の事だそれは」と呼ふ者あり）以上私の陳述致しましたる意味に於きまして、私は此案に贊成し併せ憲政會の御意見に反對する所以であります（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は委員長報告通り、可決せられんことを望みます。

〔「反對々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長の報告に贊成の諸君の起立を求めます。

起立者　　多數

○議長（大岡育造君）　多數、可決致しました（拍手起る）――日程第十八、北鮮、裏日本聯絡航路延長に關する建議案を議題と致します、委員長代理理事横井藤四郞君。

第十八　北鮮、裏日本聯絡航路延長に關する建議案（上埜安太郞君外九名提出）（委員長報告）

〔横井藤四郞君登壇〕

〔拍手起る〕

○横井藤四郞君　本建議案の委員會の經過並に結果を極く簡單に御報告申上げます、委員會を開きますることが三回でございます、提案者又政府委員との間に質問應答を重ねまして、尙ほ其上に小委員會を開きましたのでございます、小委員會に於て政府委員の説明に依りまするに、伏木、七尾の兩港は、大に近年發展をして來て居ると云ふことは認めるが故に、此趣旨に付ては大に同情を致し、贊成の意を表するけれども、併し此建議案の趣旨を實行するに方つては、二つの困難なる理由があると云ふのでございます、其一は此建議案の趣旨を實行するに方つては、現在一箇年に三十回の航海をして居るものが、其數減じて二十回となるのでございます、斯の如くなれば現在の敦賀並に其他の關係諸港が非常に不便な結果を來す、斯う云ふのが第一の理由でございます、それから第二の理由として、其回數を矢張三十回に維持するとしたならば、更に三十餘萬圓の補助金を增加しなければ、其回數を維持することが出來ないと云ふのでございます、若し其通りにせんと思うても、朝鮮總督府現在の財政上堪へることが出來ないと云ふことが、第二の理由でございます、然るに委員諸君の中には、此航運のことに頗る精通した御方もありまして、段々と意見の交換も出來ました其委員側の意見と致しましては、現在の補助金二十九萬餘圓を以てするも、現今の如く船腹に非常の餘裕が生じて來、且つ船價の低落を致して來て居る今日であるから、今後に於て千五百噸級の船舶を二艘持つてしたならば、回數も減ずる憂がなく、又決して補助金の增加をせずして、實行の出來ないことはないと云ふのが、委員會側の意見でございます、斯の如き意味に於きまして、委員會は必ず實行すべしと云ふ意味に於て、本建議案は全會一致を以て可決致したのでございます、尙ほ希望と致しまして、關係地方の石川富山兩縣の方に於ても、多少の補助金を出すことにし、又朝鮮總督府の方に於ても、或程度の補助金を出すと云ふことにして、北鮮と伏木、七尾兩港との間に、直通航路を開始して貰ひたいと云ふ希望でございます、此希望は委員諸君の特に望まれた點でございます、どうか滿場の諸君に於きましても、全會一致を以て御可決あらんことを切に希望致します。

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無しと認めます、仍て本建議案は採用することに決定しました、日程第十九、國立榮養研究所設立に關する建議案を議題と致します、委員長吉植庄一郞君。

第十九　國立榮養研究所設立に關する建議案（河野徹志君外十四名提出）（委員長報告）

〔吉植庄一郞君登壇〕

○青柳庄一郎君　本案は國立榮養研究所設立に關する建議案でございます、提出者河野徹志君より提出の理由は十分徹底して御演說になつて居りますから此趣意は各位の十分に御承知のことゝ存じます、之に付いて關係各省の意見を徴するの必要がありましたから、内務當局は勿論、農商務文部陸海軍並に大藏等の政府委員の出席を求めて、三回に亘つて審議を盡しました、内務當局は此建議案に對しては、熱心に賛成の意思を表せられました、其他の各省に於ても文部の如きは、榮養學の科學的研究の事に付てはまだ十分に手が著いて居らないが、食物の料理若くは穀物利用と云ふやうなことに付ては、色々方法を以て國民に智識を與へんと努めつゝあると云ふことでございます、農商務省も食物調節の上からしても之に付ては十分考慮して居ると云ふことでございます、陸軍省に於ても食糧の點から、此問題に付ては調査もして居るが、何れもまだ徹底的の科學的研究を基礎として、如何にして食物を調節すべきか、或は如何にして國民保健の方法を具體的に定めることが出來るか、如何にして一朝有事の日に國民に食物の分配をして、其分量種類等を定めることが出來るかと云ふ根本の問題に付ては、各省とも未だ研究されて居ない、そこで各省關係者の意見も是非國防の見地から見、國民保健の問題から見、又食物調節の問題から見ても、速に科學的の研究を基礎として、之に依つて國策を立てなければならぬと云ふ事に一致しました、委員會は此問題は我國に於て、此大戰の殆ど終りを告げんとした時に於て、まだ之が具體化されて居らぬと云ふ事は甚だ遺憾である、獨逸の如きは戰爭を始める時に、既に此科學的研究をなし開戰と同時に國民の食物の分量を定め、食物調節の實を擧げて居る、彼等は斯の如き準備を有して居つたのであります、然るに我國に於て未だ此根本研究が出來て居らないと云ふことは、如何にも殘念のことである、速に是はやつて欲しい、成べくは追加豫算でも出して貰ひたいが、それは出來ぬとしても一刻も早くして欲しい、現に過般同僚荒川五郎君より食物調節の目的の爲めに、玄米食を國民に强制したら宜からうと云ふ建議案が出た時にも、此趣意に對しては議員は誰も反對しないけれども、まだ是は素人考であつて、學術上の基礎に立脚しないものであるから、政策として之を採ることは出來ないと云ふので、該案は之を否決して居る、其他色々な方法に於て現在の食物の調節、並に國民の保健並に國防の爲めからも色々な考を皆さん有して居つても、此研究が出來なければ皆素人の論であつて、徒らに喧囂を重ねるだけで、何等成功を奏するものでない、故に是は速に此研究に著手せられんことを希望すると云ふので、段々大藏當局とも折衝を致しましたが、唯政府は趣意に於ては――主義に於ては本建議案には滿幅の同意を表するけれども、之を國立研究所として、特に一つの獨立したるものとして研究する方が宜いか、若くは衞生機關の擴張統一と云ふが如き議會に建議案も出して居つて、さう云ふ方面の機關を整理する、其一機關として之を置くことが必要であるか、又他に方法があるか、是等の手段方法に付ては尙ほ攻究の餘地ありと思ふからして、此主義に付ては贊成であるが、直ちに追加豫算を以て之を出すと云ふことは少々困ると云ふ話でありましたけれども、要するに各省總て一緒になつて、此目的を貫徹することに付ては努力されると云ふことを、皆な言明されましたのであります、是で委員は總て滿足を致して、全會一致を以て本案は通過せられたのであります、願くは本議場に於きましても、滿場の御贊成を以て、最も強い意味に於て、本案は茲に可決せられんことを希望致します（拍手起る）

○岩崎勲君　本案は委員長報告の通り、可決せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ委員長報告の通り決定致しました、日程第二十、日露語學校設置に關する建議案を議題と致します、委員長小橋藻三衞君。

第二十　日露語學校設置に關する建議案（松本誠之君提出）（委員長報告）

〔小橋藻三衞君登壇〕

○小橋藻三衞君　簡單に御報告申します、本案に付きましては委員共は提案者並に政府當局に種々質問應答を盡しまして、審議研究を遂げたのでありますが、要するに今日の情勢に於きまして、日露兩國の國交は益々親睦を加へなければならぬし、又兩國民は互に接近を益々致しまして、各種の事業を經營致し、互に利益を進め幸福を增すと云ふことに付きましては、政治、經濟、文學、宗教等より、人情風俗生活等に至りまするまでの、其根源たる所の即ち國民性を深く研究を致しまして、互に誤解なく誤想なくして、相融和一致すると云ふことが最も緊切である、斯樣に致しまするには、即ち兩國民雙互の思想感情の表現である所の言葉を研究すると云ふことが、又最も必要である、此言葉の研究を致しまする機關と致しましては、現に外國語學校其他の設備がありまするけれども、之を以て足れりとは致しませぬ、殊に此哈爾賓の地は申すまでもなく滿洲の中心地點でありますから此處に於て斯の如き學校を起すと云ふ事は最も必要である、恰も上海に於て東亞同文書院を置きまして、日支兩國の間に於て、此日本支那の兩國の間に於いて、頗る貢獻する所があると同じく、此日露語學校を哈爾賓の地に於て經營する事は、最も適當と認めたのであります、政府に於きましても、恰も日露協會なぞからも同一の希望の申出がございますから、之を研究致されて居る、最近には現に政府は若干の露語に通ずる者を募集致されたさうでありますが、豫定の人員を得ることが出來ないで、頗る迷惑を感ぜられたと申すことであります、現に政府は外國語學校其他の機關を、或程度まで、擴張すると云ふことの計畫もあると申す事でありますが、尙ほ之を以て足れりとしないから、斯の如き學校設備をすると云ふことは、政府も大に贊成であると云ふことの趣意であります、そこで委員會に於ては如何なる程度のもの、如何なる年限、如何なる内容、其他設立の形式を如何にするかと云ふが如き、施設上の事は總て政府の考慮に待つことゝして、全會一致を以て可決したのであります、願くは本會に於ても速に御確定あらんことを希望致します

○岩崎勲君　本案は委員長報告通り、可決せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ委員長報告通り可決致します、日程第二十一、新見庄原間輕便鐵道建設に關する建議案を議題と致します、委員長代理理事湯淺凡平君。

第二十一　新見庄原間輕便鐵道建設に關する建議案（湯淺凡平君外二名提出）（委員長報告）

〔湯淺凡平君登壇〕

〔拍手起る〕

○湯淺凡平君　御報告申上げます、本案の委員會に於きまして、委員の質問に對して、政府も本建議案に對する所の線路は、鐵道網を完成する上に於て、頗る必要なるものと認め、成べく速に調査を致し、測量を致すと云ふことを明言されました、仍て委員會は全會一致を以て可決致しました、願くは本會に於きましても、滿場一致を以て可決されんことを望みます。

○岩崎勲君　本案は委員長報告の通り、可決せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ委員長報告通り可決したることを宣告致します、日程第二十二、鶴岡、大泉間國有輕便鐵道敷設に關する建議案を議題と致します、委員長熊谷直太君。

第二十二　鶴岡、大泉間國有輕便鐵道敷設に關する建議案（熊谷直太君外五名提出）（委員長報告）

〔熊谷直太君登壇〕

〔拍手起る〕

○熊谷直太君　唯今議題になつて居りまする鶴岡、大泉間國有輕便鐵道敷設に關する案に付きましては委員會に於て提出者及政府の意見等を交換しました結果、政府に於ても此輕便鐵道は洵に重要なる所の線路であつて、將來に於て有望である、而して羽越沿岸線の營養線となることは、疑ない線路であると云ふことの明言をせられたのであります、但し未だ此線路に對して豫算と云ふものを要求してありませぬからして、相當の時期に於ては、必ず之に必要なる費用を提案することに吝ならぬと云ふ所の答辯がありました、福本君よりして建設費の總額と云ふものは約百三十萬圓位である以上は、政府が爾く必要であると云ふ所の線路である以上は、萬障を排して速に建設せられんことを希望すると云ふ事の御希望がありまして、委員會は滿場一致を以て、此福本君の希望を贊成しまして、本案を可決した次第でございます、願くは此福本君の希望の趣旨に於て、本院に於ても滿場一致を以て御可決あらんことを熱望

致します。

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ、委員長報告の通り可決しました、日程第二十三、木津川治水に關する建議案を議題に致します――委員長齋藤珪次君。

第二十三　木津川治水に關する建議案（齋藤珪次君外二名提出）（委員長報告）

〔齋藤珪次君登壇〕

〔拍手起る〕

○齋藤珪次君　木津川治水に關する建議案委員會の經過を報告致します、本建議案に付きましては、政府も非常に愼重に考慮致されまして、結局するに政府は淀川將補工事の効果を十分に擧げんとするには本木津川の改修と相俟たなければならぬ、それ故に本建議案が本院を通過致しました以上は院議を重んじて直ちに改修の計畫を調査し、隨つて其費用も之を定め、而して京都府が其費用の負擔に堪へ得るや否や等の事情も斟酌して、然る後に其施設すべき具體案を立てる、斯樣に政府は申されたのであります即ち本改修は淀川の將補工事と相待つて必要であると云ふことを認められ、且つ其費用の如きも京都府の事情を參酌して、而して立案すると云ふまでに明言されました、そこで委員會は之を相當と認め、且つ委員會は木津川の水源が荒廢致しまして、近頃土砂の流出が甚しく、淀川本流の河身の埋沒致すことが甚だしい爲めに、此木津川の水源地の砂防工事に十分に注意せられんことを附帶決議として、而して委員會は全會一致本案を可決致しました次第であります、右御報告致します。

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、可決せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ委員長報告の通り可決致しました、此際諸問があります、第二部選出豫算委員片岡直温君、第三部選出豫算委員加藤政之助君、第三部選出豫算委員關和知君、第四部選出豫算委員下岡忠治君、第四部選出豫算委員湯淺凡平君、第五部選出豫算委員森田茂君、第五部選出豫算委員高橋久次郎君、右常任委員辭任の申出があります、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ之を許可致します、此部の諸君は速に補缺選擧を行ひ、御屆出あらんことを望みます――是より請願委員長の報告があります、日程第二十四乃至八十九は、一括して議題と致して報告を求めます。

第二十四　（特別報告第六十四號）郵便局管轄區域變更の請願　（委員長報告）

第二十五　（特別報告第六十五號）上河內字宿に郵便局新設の請願　（委員長報告）

第二十六　（特別報告第六十六號）紀伊押手郵便局に電信電話架設の請願　（委員成報告）

第二十七　（特別報告第六十七號）高千帆郵便局に集配事務開始の請願　（委員長報告）

第二十八　（特別報告第六十八號）鎭西村に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十九　（特別報告第六十九號）崎山村に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第三十　（特別報告第七十號）豐田下村大字手洗字下飯塚に三等郵便局設置の請願　（委員長報告）

第三十一　（特別報告第七十一號）三刀屋村郵便局に電信事務開始の請願　（委員長報告）

第三十二　（特別報告第七十二號）渡良郵便局に電信事務開始の請願　（委員長報告）

第三十三　（特別報告第七十三號）比樂島村に郵便局新設の請願　（委員長報告）

第三十四　（特別報告第七十四號）大町村福母に無集配三等郵便局設置の請願　（委員長報告）

第三十五　（特別報告第七十五號）國分郵便局に電信架設並集配事務開始の請願　（委員長報告）

第三十六　（特別報告第七十六號）大森區裁判所管內登記事務管轄區域變更並溫泉津町に登記所設置の請願　（委員長報告）

第三十七　（特別報告第七十七號）元三國區裁判所復舊の請願　（委員長報告）

第三十八　（特別報告第七十八號）西條町に區裁判所設置の請願　（委員長報告）

第三十九　（特別報告第七十九號）私立學校令第五條改正の請願　（委員長報告）

第四十　（特別報告第八十號）市町村立小學校教員俸給國庫負擔法支出額增率の請願　（委員長報告）

第四十一　（特別報告第八十五號）福山今市間輕便鐵道敷設の請願　（委員長報告）

第四十二　（特別報告第八十六號）山陰本線暗渠改造の請願　（委員長報告）

第四十三　（特別報告第八十七號）日光、足尾間鐵道速成の請願　（委員長報告）

第四十四　（特別報告第八十八號）熊坂信號所を停車場と變更の請願　（委員長報告）

第四十五　（特別報告第九十四號）賣藥印紙稅全廢の請願　（委員長報告）

第四十六　（特別報告第九十五號）賣藥營業稅法中改正の請願　（委員長報告）

第四十七　（特別報告第九十六號）山林伐採所得稅率改正の請願　（委員長報告）

第四十八　（特別報告第九十七號）立梅井堰水掛地特別地價修正の請願　（委員長報告）

第四十九　（特別報告第九十八號）町村に於て委任事務處理に付國庫金交付の請願　（委員長報告）

第五十　（特別報告第百號）神域保存の請願　（委員長報告）

第五十一　（特別報告第百一號）一目連神社を國幣大社多度神社座位に加列の請願　（委員長報告）

第五十二　（特別報告第百三號）埼玉縣秩父郡名栗村を入間郡に編入の請願　（委員長報告）

第五十三　（特別報告第百四號）埼玉縣秩父郡吾野村を入間郡に編入の請願　（委員長報告）

第五十四　（特別報告第百五號）按摩業を盲人の專業と爲すの請願外一件（委員長報告）

第五十五　（特別報告第百六號）新聞雜誌上　御眞影奉揭方に關する請願（委員長報告）

第五十六　（特別報告第百七號）新聞雜誌に　御眞影奉揭取締の請願（委員長報告）

第五十七　（特別報告第百十一號）刈谷田川大堰費補助の請願　（委員長報告）

第五十八　（特別報告第百十二號）下關港灣修築の請願　（委員長報告）

第五十九　（特別報告第百十三號）利根運河治水に關する請願　（委員長報告）

第六十　（特別報告第百十四號）利根江戶兩河川浚渫に關する請願（委員長報告）

第六十一　（特別報告第百十五號）住ノ江港を輸入港に追加の請願　（委員長報告）

第六十二　（特別報告第百十六號）三國港開港の請願　（委員長報告）

第六十三　（特別報告第百十七號）雅內築

港速成の請願　（委員長報告）

第六十四　（特別報告第百十八號）日本住血吸蟲病豫防撲滅事業費國庫補助の請願　（委員長報告）

第六十五　（特別報告第百二十號）銚子港漁港改築の請願　（委員長報告）

第六十六　（特別報告第百二十一號）富江港を漁港に修築の請願　（委員長報告）

第六十七　（特別報告第百二十二號）發明事業奬勵補助金下附の請願　（委員長報告）

第六十八　（特別報告第百二十四號）馬匹保健、衛生に關する法制定の請願　（委員長報告）

第六十九　（特別報告第百二十六號）帝國在鄉軍人會國庫補助の請願　（委員長報告）

第七十　（特別報告第百二十七號）山崎郵便局より三河郵便局を經て千種郵便局に達する公衆用電信及特設電話設置の請願　（委員長報告）

第七十一　（特別報告第百二十八號）德島縣書間郵便局へ電信、電話、郵便集配事務開始の請願　（委員長報告）

第七十二　（特別報告第百二十九號）木田村に郵便局新設の請願　（委員長報告）

第七十三　（特別報告第百三十號）露領沿岸漁場に通信運輸機關設置の請願　（委員長報告）

第七十四　（特別報告第百三十一號）北千島漁場に無線電信設置の請願　（委員長報告）

第七十五　（特別報告第百三十二號）巽松村に郵便局新設の請願　（委員長報告）

第七十六　（特別報告第百三十三號）幸坊郵便局に集配並電信事務取扱開始の請願　（委員長報告）

第七十七　（特別報告第百三十四號）岐阜縣下伊自良郵便局集配事務開始の請願　（委員長報告）

第七十八　（特別報告第百三十五號）沼津本町郵便局に電信電話事務新設の請願　（委員長報告）

第七十九　（特別報告第百三十六號）大垣郵便局を二等局と爲すの請願　（委員長報告）

第八十　（特別報告第百三十七號）船岡村郵便局設置の請願　（委員長報告）

第八十一　（特別報告第百三十八號）脇町區裁判所白地出張所設置の請願　（委員長報告）

第八十二　（特別報告第百三十九號）元三本松區裁判所復舊の請願　（委員長報告）

第八十三　（特別報告第百四十號）狩川村に區裁判所出張所新設の請願　（委員長報告）

第八十四　（特別報告第百四十四號）陰陽連絡鐵道伯備線敷設の請願　（委員長報告）

第八十五　（特別報告第百四十五號）相生釧路間鐵道敷設の請願　（委員長報告）

第八十六　（特別報告第百四十七號）能越鐵道敷設速成の請願　（委員長報告）

第八十七　（特別報告第百四十八號）山陰鐵道千代川鐵橋改築の請願　（委員長報告

第八十八　（特別報告第百四十九號）平町小名濱間鐵路敷設の請願　（委員長報告）

第八十九　（特別報告第百五十號）本吉郡縱貫輕便鐵道敷設の請願　（委員長報告）

〔佐々木文一君登壇〕

〔拍手起る〕

○佐々木文一君　請願委員會の結果を御報告申します、今日の日程は二十四から八十九まで、六十六件もあります、一々申上げるのは甚だ諸君を煩しますから、總て件名、請願人の住所氏名及紹介議員を讀上げることを省略致しまして、一括して御報告申します、其詳細は委員長の報告に添付致しましたる意見書に依つて御了承を乞ひます、日程第二十四より八十九に至りまするまでの請願は、全部院議に付すべきものとして採擇と決しましてございます、此段御報告致します（拍手起る）

特別報告第六十四號

意見書

請願文書表第四二號

郵便局管轄區域變更の請願　岡山縣上道郡玉井村長日下部英二外九名呈出（紹介議員福井三郎君）

右請願の要旨は岡山縣上道郡玉井村の所轄郵便局は殆と二里を隔つる長岡局に屬し毎日單に一回の集配のみにて村民の不便尠からす然るに瀨戸局は同村との距離僅に二十餘町にして而も明治四十五年三月以來電信直配達區域に編入せられ加之村民の大部分は郵便貯金を同局に預入れある等の事情より同村を長岡局の管轄より分離して瀨戸局所轄と爲し同時に一日二回集配に變更せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第六十五號

意見書

請願文書表第四四一號

上河内宇宿に郵便局新設の請願　岡山縣眞庭郡河内村長宮林鹿治郎外三十名呈出（紹介議員福井三郎君）

右請願の要旨は岡山縣眞庭郡河内村は郡の東端に偏在し所轄郵便局久世局を距る二里又所轄電信局落合局を隔る二里餘なるを以て諸般の取引上敏活を缺くこと甚し依て上河内宇宿に電信事務を併せ取扱ふ上河内郵便局を新設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第六十六號

意見書

請願文書表第四九四號

紀伊押手郵便局電信電話架設の請願　和歌山縣有田郡安諦村大字杉野原平民農杉谷常太郎外六十三名呈出（紹介議員中村啓次郎君）

右請願の要旨は和歌山縣有田郡押手郵便局の管轄區域は戸數六百以上廣袤東西五里南北四里に達し穀、林、生繭等の產額年收十萬圓を算する盛況なるに拘らす同局には電信電話の架設なき爲通信の敏活を缺き取引上不利不便尠からさるを以て前記郵便局に電信及電話を架設して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第六十七號

意見書

請願文書表第五二九號

高千帆郵便局に集配事務開始の請願　山口縣厚狹郡高千帆村長宮本實治外五十七名呈出（紹介議員渡邊祐策君）

右請願の要旨は山口縣厚狹郡高千帆村には高千帆郵便局の設置ありと雖該郵便局は無集配郵便局なるを以て近村より日夜幾多發送せる郵便物は小野田郵便局に鐵道輸送の上更に同局の集配の下に再ひ之か逆送を經て漸く村內に配達せらるゝか如き狀態に在りて村民の不便不利尠からさるを以て高千帆郵便局に集配事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第六十八號

意見書

請願文書表第五五五號

鎭西村に郵便局設置の請願　福岡縣嘉穗郡鎭西村長田中精右衛門呈出（紹介議員赤間嘉之吉君）

右請願の要旨は福岡縣嘉穗郡鎭西村は山間僻遠の部落なるも炭坑あるのみならす農林產物に富み近

年背物市場の設置あり其の他官公署及多數の商店ありて其の取引比較的頻繁なるに拘らす所轄局たる仮家町を距ること三十餘町乃至三里に達し而も交通不便なり依て崔西村に三等郵便局を設置せられたしと請ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第六十九號

意見書

請願文書表第五八四號

崎山村に郵便局設置の請願　長崎縣南松浦郡崎山村長手鄕千百二十二番地平民農野崎利平外十五名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

右請願の要旨は長崎縣南松浦郡崎山村は福江島の東端に位する農漁村にして人口四千六百餘を有し他地方への輸出入年額十二萬圓に達する盛況に在りて郵便事務繁多なるに拘らす所轄福江局への距離は村の中央よりするも尙二里を存し住民の不便尠からす依て前記崎山村に郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第七十號

意見書

請願文書表第五八七號

豐田下村大字手洗字下飯塚に三等郵便局設置の請願　山口縣豐浦郡豐田下村長松井修三呈出（紹介議員林平四郎君）

右請願の要旨は山口縣豐浦郡豐田下村は村內に一市街を爲せる部落を有し且小月、西市間輕便鐵道停車場の所在地にして該地方人民は總て此の地に來集し將來益繁盛ならむとす從て郵便事務多きに拘らす一里餘を隔つる西市郵便局に到らさるへからすして村民の不便尠からす依て前記豐田下村大字手洗字下飯塚に三等郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第七十一號

意見書

請願文書表第五八九號

三刀屋村郵便局に電信事務開始の請願

島根縣飯石郡三刀屋村大字三刀屋三百二十九番地平民販賣業南京正三郎外十六名呈出（紹介議員恒松隆慶君外一名）

右請願の要旨は島根縣飯石郡三刀屋村は戶數二百六十有餘、松江より廣島に到る街路に當り薪炭、木材、米、繭等の集散地にして商取引の敏活を要するものあるに拘らす同村の郵便局には電信事務取扱なく隣村木次局に到るには一里乃至三里を隔て且其の間に斐伊川を挾み出水の際は河水氾濫し交通を杜絕すること屢にして村民の不便尠からす依て前記三刀屋村郵便局に電信事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第七十二號

意見書

請願文書表第五九一號

渡良郵便局に電信事務開始の請願　長崎縣壹岐郡渡良村長中山延二郎外二十五名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

右請願の要旨は長崎縣壹岐郡渡良村村民は農、漁業を營むを以て通信機關の完備を望むこと切なり然るに現在電信管轄所は一里以上を隔つる鄕の浦郵便局にして村民の不便甚しきに依り渡良郵便局に電信事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第七十三號

意見書

請願文書表第六二二號

比樂島村に郵便局新設の請願　石川縣石川郡比樂島村字水島へ六十八番地平民村會議員島野由松外十七名呈出（紹介議員米田穰君）

右請願の要旨は石川縣石川郡比樂島村は國道小松町より松任町を貫通し金澤市に達する經路にして鶴來、美川間の郡道交叉點に位し隣傍各村に於ける貨物集散の衢路たるに拘らす最近集配郵便局所在地との距離一里六町餘にして通信上敏活を缺くこと甚し依て同村字水島に三等郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第七十四號

意見書

請願文書表第六二六號

大町村福母に無集配三等郵便局設置の請願

佐賀縣杵島郡大町村大字福母四百二番地士族農嬉野米一郎外十二名呈出（紹介議員西英太郎君）

右請願の要旨は佐賀縣杵島郡大町村は人口七百餘にして大正七年より炭坑事業發展し移住者數千の多きに達し尙增加の傾向あり然るに同村には郵便局の設置なく隣村所轄局に到るには一里以上を隔て且交通不便なるを以て村民の不利尠からす依て同村大字福母に無集配三等郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第七十五號

意見書

請願文書表第六二七號

國分郵便局に電信架設並集配事務開始の請願

長崎縣壹岐郡那賀村大字國分百九番戶農馬場國四郎外二十八名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

右請願の要旨は長崎縣壹岐郡那賀村國分郵便局は明治四十年無集配局として事務を開始し同四十二年鄕の浦局郵便物交換事務を同局に移したる結果事務繁忙を極む然るに同村は郡內の中央に位し近隣の電信及集配事務取扱局に到るには一里以上を隔て而も道路險惡にして不便甚しく且之等通信の經路は印通寺、鄕の浦、勝本、芦邊の各局を迂回し配達には二日又は三日を要し電信事務の如きは最急速を要するものなるに拘らす一日乃至三日間を費さゝれは急用を辨する能はす同村は郡內屈指の大村にして官公署あり從て通信事務の敏活を要するも其の機能を缺くを以て屢當局に哀願したるに其の必要を認められ村會に於て寄付額を決議開陳したる事情もあり依て前記同分局に電信及郵便集配事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第七十六號

意見書

請願文書表第五九〇號

大森區裁判所管內登記事務管轄區域變更並温泉津町に登記所設置の請願　島根縣邇摩郡馬路村長家迫伊三郎外五名呈出（紹介議員恒松隆慶君外一名）

右請願の要旨は島根縣下大森區裁判所登記管區に屬する邇摩郡內馬路、湯里、温泉津の一町二箇村と井田出張所管區內大濱、福光、福浦の三箇村に於ける管轄區域を變更して前記温泉津町に出張所の新設を要求するものにして右關係町村の交通狀況を觀るに所轄登記所たる大森町及井田村に到るには何れも二里餘乃至三里餘あり而も交通不便にして殊に冬期積雪の頃には通行危險にして村民の不便甚大なり反之温泉津は交通の中樞に位し各村との距離近く且鐵路の便あるのみならす同町は商取引最隆盛の地にして前記五箇村と密接の關係を有するか故に前記の如く管轄區域を變更し温泉津町に登記所を新設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第七十七號

意見書

請願文書表第六三七號

元三國區裁判所復舊の請願　福井縣坂井郡三國町長岡崎悌二郎呈出（紹介議員熊谷五右衛門君）

右請願の要旨は福井縣下元三國區裁判所は明治三十五年中廢止せられたるも舊管轄地たる坂井郡は縣下第一の大郡なるのみならす該區裁判所所在地三國港は物貨集散繁多商業取引盛大にして從て訴訟事件も多く敏速に處理を要するものあるに拘らす區裁判所を有せさるは住民の不利不便甚大なり依て速に元三國區裁判所を復舊せられたしと謂ふ

に在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第七十八號

意見書

請願文書表第六四〇號

西條町に區裁判所設置の請願　廣島縣賀茂郡西條町七百九十七番地平民農吉川常夫外四百四十六名呈出（紹介議員井上角五郎君外二名）

右請願の要旨は廣島縣賀茂縣西條町は廣島市と尾道市との中央に位し戸數約八百を有し山陽線の通過に依りて四通八達の便あり且官公署學校及銀行等各種機關の設備完全し町民は主として商業を營み其の取引亦煩なり從て民刑其の他の裁判事務繁劇を極むるに拘らす廣島及尾の道區裁判所所轄に屬するを以て關係民の不便不利尠からす依て土地及敷地整調の工事を負擔すへきを以て前記西條町に賀茂豐田二郡の中部及北部の各町村と現在吳區裁判所の所轄に屬する賀茂郡內阿賀、廣、仁方、川尻、內海跡の五箇町村を除く他町村を管轄區域とする區裁判所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第七十九號

意見書

請願文書表第四五〇號

私立學校令第五條改正の請願　東京府東京市神田區美土代町三丁目三番地北海道平民東京基督教青年會附屬私立東京主計學校設立者兼校長城生菊四郎呈出（紹介議員根本正君）

右請願の要旨は明治三十二年八月勅令第三百五十九號私立學校令第五條に私立學校の教員に關する規定あり爲に明治三十六年二月文部省告示第百十號教員檢定に關する規定、同年三月同省令第十三號公立、私立專門學校規定及同四十年同省令第二十八號公立、私立實業學校教員資格に關する規定等に依り私立學校教員に採用せむとする場合に於ても若擔當學科の免許狀を有せさるときは文部大臣又は地方長官の認可を受くることを要するの不條理に陷るのみならす嘗て官公立學校の教職に在りて學識德望兼備の稱ある學士博士と雖之を私立學校に招聘せむとするに當りては、前記の認可を仰かさるへからさるの不合理を生し爲に教育の發達を沮害すること尠からす人文の進步したる今日に於ては前記の勅令は適用上甚た不便にして且實際行はれさるを以て寧多少の改正を加へ私立學校に於て前述の諸學校卒業者をして其の專攻科目を擔當せしむる爲教員に採用する場合に於ては單に其の旨を監督官廳に具申するのみを以て足れりとするか如き簡易臨機の處置を採り得る餘地を與へられ教育の發展と學術の進步とに適切なる法規を制定せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第八十號

意見書

請願文書表第六二九號

市町村立小學校教員俸給國庫負擔法支出額增率の請願　滋賀縣甲賀郡水口町長西田繁造外二十一名呈出（紹介議員井上敬之助君）

右請願の要旨は大正七年三月法律第十八號市町村義務教育費國庫負擔法制定實施せられたるも同年同月文部省令第四號を以て發布せられたる小學校令施行規則改正の結果市町村費既定豫算額增加せされは之か支給は不能のことに屬す即國庫金交付を受け却て該經濟の膨脹を來したるも是れ本法制定の趣旨に非されは大正八年度より國庫支出金を增額し併せて本法には高等小學校を除外する如きも其の理由妥當ならされは高等小學校にも該法を適用することに取計らはれたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第八十五號

意見書

請願文書表第五九八號

福山今市間輕便鐵道敷設の請願　島根縣飯石郡吉田村大字吉田二千四百七番地平民鑛業田部長右衛門外二百四十六名呈出（紹介議員恒松隆慶君外一名）

右請願の要旨は廣島縣下福山町より三次町に入り島根縣飯石郡を縱貫し、簸川郡今市驛に出て同地に於て山陰縱貫鐵道の幹線出雲大社鐵道並一畑輕便鐵道と連絡すへき鐵道は兩道の連絡上緊要なるのみならす山間の遺利を收拾し地方產業の發達幹線及支線の營養上最必要なりとす而も本線鐵道の敷設に付ては大正元年以來屢請願し其の都度採擇を得たるも未た其の實施を見さるは甚た遺憾とす依て速に右線路に對し輕便鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第八十六號

意見書

請願文書表第六〇二號

山陰本線暗渠改造の請願　鳥取縣岩美郡東村長寺谷純一呈出（紹介議員奧田龜造君）

右請願の要旨は山陰本線居組岩美間に於ける鳥取縣岩美郡東村大字陸上字間藤口間藤川の暗渠は現在人造「コンクリート」を以て僅に幅八尺の構造より成れるを以て一朝降雨の際は排水を阻止し附近の耕地及人家に及ほす慘害甚大なるものあり依て間藤谷の山間耕地百町步に對しては幅三間以上に改造擴張するか若は同幅の鐵橋を架設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第八十七號

意見書

請願文書表第六一九號

日光足尾間鐵道速成の請願　栃木縣宇都宮市塙田町三百七十七番地下野電力株式會社取締役社長植竹龍三郎外五名呈出（紹介議員渡邊陳平君外二名）

右請願の要旨は日光及足尾は栃木縣下に於ける著名の地にして兩毛連絡の樞要地なるに拘らす未た鐵道の敷設なきは世運の進步に伴はさるものと謂はさるへからす殊に日光足尾間は僅に五里の行程に過きすして信越方面及工業地たる群馬縣との交通便益上及日光並足尾鑛業の發展上遺憾尠からさるを以て速に日光足尾間の鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第八十八號

意見書

請願文書表第六三三號

能坂信號所を停車場と變更の請願　福井縣坂井郡坪江村牛の谷二番地平民農山本庄右衛門外四百二十一名呈出（紹介議員熊谷五右衛門君）

右請願の要旨は北陸鐵道線路中福井縣細呂木驛と石川縣大聖寺驛間は約五里其の間に能坂信號所あり該信號所は細呂木驛より北進して設けられたる隧道の入口に位置し隧道中は複線なるを以て汽車は屢此處を待合場所とし附近には吉崎御坊靈所ありて之に參詣する者年々數萬に達し其往復乘降に多大の便益あるのみならす又各縣立學校郡立女子實業學校農學校に通學の便をも得るに至るを以て右能坂信號所を停車場と變更せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め、之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第九十四號

意見書

請願文書表第九七號

賣藥印紙稅全廢の請願　富山縣賣藥同業組合組長中川久正呈出（紹介議員野村嘉六君外一名）

右請願の要旨は醫藥賣藥共に其の目的とする所は疾病の治癒にして彼此の差違あるものに在らす然るに醫藥と賣藥との區別を立て賣藥のみに苛重の印紙稅を課し獨當業者のみならす需要者たる貧人病者に苦痛を與ふるのみならす斯業の改善發展を阻碍すること鮮少ならさるものあり依て賣藥稅法を改正して印紙稅を全廢せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別

冊及御送付候也

特別報告第九十五號

意見書

請願文書表第九八號

賣藥營業税法中改正の請願　富山縣賣藥同業組合組長中川久正呈出（紹介議員野村嘉六君外一名）

右請願の要旨は賣藥營業税は賣藥税法第一條の二に於て藥劑一方毎に一年間製造高定價總額に應して賦課せらるるものなるを以て一方劑にて數百萬圓の賣藥を製造する者僅に十萬圓を製造する者と同一の税金を負擔するか如き奇觀を呈せり富山縣の如き販賣高の僅少にして各種の方劑を製造販賣する者多き土地に於ては此の税率に痛苦を感すること甚し依て營業者各自の一年間賣上金高總額に依り税率を定め課税せらるるやう賣藥營業税法を改正せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第九十六號

意見書

請願文書表第五五四號

山林伐採所得税率改正の請願　秋田縣秋田市上川口十番地農所得調査委員加賀谷長兵衞外三十八名呈出（紹介議員池田龜治君外三名）

右請願の要旨は現行所得税法に於ては山林伐採所得は之を第三種所得と看做し他の普通所得と同一税率を課すと雖山林は五十年又は七十年毎に僅に一回の伐採を爲し所得を得るものなるを以て性質上普通所得と異にして之と同一税率を課するは不衡平なるを以て之を他の普通所得と區別し隨時別箇に課税するの趣旨を以て山伐採所得税率を改正せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第九十七號

意見書

請願文書表第六二一號

立梅井堰水掛耕地特別地價修正の請願　三重縣多氣郡五ケ谷村大字古江二十四番屋敷山本懸之亟外三百六十七名呈出（紹介議員天春文衞君外一名）

右請願の要旨は三重縣多氣郡五ケ谷村及丹生村は山間に僻在し水利の便乏しく秋實稔らす人口凋落するを憂ひ文化年中滯帑を以て飯南郡粥見村立梅に一大堰塘を築き延長七里餘の水路を開通し灌漑の便に供したり然るに右堰堤水路修理費として巨費を要する場合には滯帑を以て之を補充し來りしに其の後地租改正に際し廢止せられたり仍て其の後幾度か政府に之か救濟を哀願したるも採用せられす村民は止むなく起債に依りて之を補ひ而も最近十數年間に於ける水利組合の經費は年年三、五千圓乃至一萬圓餘に上り之を組合區域耕地面積百五十六町餘歩に割當つるときは一反歩三圓に當り殆と正租と均しき苛重の負擔を爲しつつあり之を同縣下他水利組合の一反歩一圓乃至二十錢なるに比較するときは倍額の租税を負擔すると同しくして茲に村民良田を畑と爲し其の負擔を免るる者頻出し水田漸く荒蕪せむとする有樣なり依て之を救濟する爲に地租改正當時理事者か不當なる地價を附したる誤謬を修正し村民の負擔を輕減せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第九十八號

意見書

請願文書表第七二七號

町村に於て委任事務處理に付國庫金交付の請願　福岡縣糸島郡小富士村長鎌田鎭雄呈出（紹介議員赤間嘉之吉君）

右請願の要旨は國家か自己の事務を自治體の機關に委任處理せしむるに當り國税徵收事務に付ては國庫より相當交付金あるに拘らす戶籍、兵事其の他の事務を處理する場合には其のことなく爲に町村は經費の增加を來し之か支辨上困難なるに依り每年國庫より役場費の二分の一以上の補助金を交付せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百號

意見書

請願文書表第五〇四號

神域保存の請願　靜岡縣駿東郡大岡村長芹澤福太郎外四十名呈出（紹介議員岩崎勳君）

右請願の要旨は靜岡縣駿東郡大岡村字造道千八百二十番神地二十歩及同所千八百二十九番山林一畝二十歩は狹海線の鐵道敷設地に編入せられあるも右は同村元日吉部落地籍に在りて古來無格社山神社を鎭座せり然るに考古學者東京帝國大學理科大學助手柴田常惠並醫學博士三島通良兩氏實地調査の結果該地籍は奈良朝前期の寺址にして國史上洵に重要且稀有の名蹟なること判明したるに依り右は永久に保存し溫古知新の資に供したきを以て鐵道用地より除外せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百一號

意見書

請願文書表第六二八號

一目連神社を國幣大社多度神社座位に加列の請願　三重縣桑名郡多度村大字戶津六百六番地西田芝壽外千二百二十三名呈出（紹介議員天春文衞君）

右請願の要旨は三重縣桑名郡多度村に鎭座まします一目連神社は古來多度兩院と稱し多度神社と合祀せられたるものなるに大正四年中多度神社の國幣大社に昇格せらるるに際し一目連神社のみ其の選に漏れたるも本社祭神天目一箇命は多度神社御祭神天津彥根命の御子に座し武勇絕倫の御神として古今の武門は擧て武運長久を祈願し靈驗顯著にして其の御威德を仰かさる者なし依て本社を國幣大社多度神社の座位に加列し祭典の禮を古態に復せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百三號

意見書

請願文書表第六六〇號

埼玉縣秩父郡名栗村を入間郡に編入の請願　埼玉縣秩父郡名栗村大字下名栗九十二番地平民村木商加藤幹一外三百八十名呈出（紹介議員粕谷義三君外一名）

右請願の要旨は埼玉縣秩父郡名栗村は秩父郡の管內に在りと雖地勢及其の他の關係上入間郡に屬せしむるを便益多大なりと認む依て前記名栗村を入間郡に編入せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百四號

意見書

請願文書表第六六一號

埼玉縣秩父郡吾野村を入間郡に編入の請願　埼玉縣秩父郡吾野村大字北川六百十五番地平民大野嘉太郎外七百十一名呈出（紹介議員綾部惣兵衞君外一名）

右請願の要旨は埼玉縣秩父郡吾野村は從來秩父郡の管內に在りと雖地勢及其の他の關係上入間郡に屬するを以て便益多大なりと認む依て前記吾野村を入間郡に編入せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百五號

意見書

請願文書表第六九〇號

按摩業を盲人の專業と爲すの請願　群馬縣前橋市本町九十九番地平民按摩業高橋關四郎外百五名呈出（紹介議員高木正年君外四名）

同　第六九一號

同　上　東京府荏原郡大井町百三十番地平民按摩業細井武賀外三百三十二名呈出（紹介議員高木正年君外四名）

右請願の要旨は按摩業は盲人保護の意味を加へ其適業たるの故を以て由來專ら盲人の從事する所たり然るに近世に當り常人にして斯業を營む者多きに及ひ爲に盲人は其の業を奪はれ不具癈疾者たる彼等の生活上の困難一方ならぬ又國家としても分業より來る利益を失ふこと尠からさるものあるを以て按摩を盲人の專業とせられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊

及御送付候也

特別報告第百六號

意見書

請願文書表第六〇一號

新聞雜誌上 御眞影奉揭方に關する請願 鳥取縣鳥取市西町十一番地盤刺職井口千代藏呈出（紹介議員奧田榮之進君）

右請願の要旨は近時畏れ多くも 御尊影並 勅語を新聞雜誌等に奉揭するを以て不識不知の間之を汚瀆せらるゝの處なしとせす之れ 天子を奉戴する帝國臣民として誠に恐懼に堪へさる所なり依て之を永久に奉拜し得る爲（一）其の揭載方法としては紙面の上段又は附錄として揭載せしめ裏面は白紙とすること（二）奉拜方法としては之を切拔き各自の神棚に納め奉拜せしむることに取締ありたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百七號

意見書

請願文書表第六四七號

新聞雜誌に 御眞影奉揭取締の請願 新潟縣中頸城郡潟町村三十一番戶平民農內藤眞守呈出（紹介議員福井三郎君）

右請願の要旨は近時畏れ多くも 御尊影を新聞雜誌等に揭載するか爲に不知不識の間に之を汚瀆し不敬に涉る等の事なしとせす斯の如きは臣民として恐懼に堪へさるのみならす國民風教上忽にする能はさるを以て新聞雜誌等の諸印刷物に 御尊影を奉揭せしめさるやう相當の取締法を設けられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百十一號

意見書

請願文書表第五五二號

刈谷田川大堰費補助の請願 新潟縣南蒲原郡刈谷田川大堰普通水利組合中之島村長星野次郎呈出（紹介議員大竹貫一君）

右請願の要旨は新潟縣南蒲原郡刈谷田川大堰は遠く明暦年間に創設し當時の領主新發田藩主は民業翼贊の趣旨を以て本郡中の田畑原野等五十町歩を下附せられ且堰留人夫扶持米として年々四十石四斗宛給與せられたりしも明治維新廢藩置縣の結果前記土地は上地を命せられ扶持米は廢止せられたり而して明治政府は之か代償として明治七年より向十箇年間經費の十分の三即一箇年金千二百六十四圓三十九錢七厘宛を國庫より補助すへき旨採許せられ年々其の交付を受けつゝありたるも明治十三年限太政官布告第四十八號を以て突然之を地方稅支辨に移されたり依て其の交付方を縣令に出願せしも縣會に於ては地方稅支辨外なりとの理由を以て却下せられたる爲三箇年の補助金は之を得すして今日に至れり然るに一方水源荒廢し刈谷田川の河水年々涸渴して耕地の灌漑殆と不能となり二萬の民衆を飢渴に陷らしむるの慘狀を呈せむとす今に於て適當の施設を爲し之か救濟を爲すは刻下に於ける焦眉緊要のことに屬すと雖現狀に於ては經費の都合上如何とも爲す能はす依て未收三箇年分の補助金及之に對する利息金を國庫より一時支出補助せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百十二號

意見書

請願文書表第六二四號

下關港修築の請願 山口縣下關市大字上田中町山の口三百十九番地士族公吏不破彥麿外四百四十一名呈出（紹介議員林平四郎君外一名）

右請願の要旨は關門は古來帝國有數の要津にして就中下關港は帆船時代より船舶の出入夥しく大船巨舶の碇繫に適す現今下關港の貿易狀況は海陸運共に內外の取引額逐年激增し之を過去八年前即明治四十四年の輸移出入高合計千三百萬圓と大正六年度のとを比較するときは實に二十倍の增額を示し近き將來に於いて東洋貿易の一大市場たるへき運命を有す然るに本港は港灣の設備觀るへきものなく水底淺く港內狹隘にして常に貨物停滯し不便不利を極む依て之を設備方法として小戶の瀨戶を閉鎖して下關嚴島間の海底を浚渫し內務省埋立地及海岸一帶を整理して大船巨舶の碇泊に適する一大關門港を修築し海陸運の趨勢に適應する施設を講する爲市事業と相俟て國費を以て本港の改良を實行せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百十三號

意見書

請願文書表第六三一號

利根運河治水に關する請願 千葉縣東葛飾郡野田町郡農會長山中竹樹外百四十五名呈出（紹介議員吉植庄一郎君外二名）

右請願の要旨は利根江戶兩川を連絡する千葉縣東葛飾郡新川村より同郡田中村に至る二里二町に亘る利根運河は現時一私設會社の經營に委ねありと雖該運河は霞ヶ浦及利根川の本支流より江戶川を經て東京に通する水路約百十哩の咽喉にして帝都と密接なる關係を有するのみならす利根川改修工事の効果にも至大の影響あり依て政府は右運河の利權を買收し一面に於ては自由通航を許し他面に於ては利根川改修工事の附帶事業として該運河の改修を行ひ以て利根川治水の完成を期せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百十四號

意見書

請願文書表第六三二號

利根江戶兩河川浚渫に關する請願 千葉縣東葛飾郡新川村東深井三百六十番地の四平民農森田繁男外百四十七名呈出（紹介議員吉植庄一郎君外二名）

右請願の要旨は江戶、利根兩川は一府五縣に跨る物資輸送上唯一の水路にして船舶の航行最頻繁なるも利根運河西口（深井）より取手間十浬餘及松戶關宿間二十一浬の區間は通航困難なり其の間無數の淺瀨現出し殊に改修工事實施以來土砂流下し河床の隆起漸次其の度を增加したる爲船舶の通航を遮止し從來通航一日平均百餘艘に上りしも今や殆と其の半數に減したり是れ一府五縣の殖產興業及物價調節上忽諸に附すへからさる緊要事なり依て之を浚渫して右兩區間の障碍を根柢より除去し船舶の通航を完全にせられたしと謂ふにあり

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百十五號

意見書

請願文書表第六五九號

住ノ江港を輸入港に追加の請願 佐賀縣小城郡芦刈村長森永政憲外一名呈出（紹介議員西英太郎君）

右請願の要旨は住ノ江港は佐賀縣下南方唯一の港にして既に明治三十九年中輸出港の指定を得たり然るに同港西北隅に位する有明海の沿岸は曠漠たる一大平野にして藤津外五郡に跨り其の面積三萬二千町歩餘之に要する肥料の需用高年額百六十萬圓以上に達し其の他石油、砂糖の如き日用品の多くは長崎、門司等より供給を受け又大豆粕、砂糖の如き北清地方の輸入品すら輸出船舶に依らさるへからすして經濟上產業上不利不便尠からす依て前記住ノ江港を輸入港に追加し地方の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百十六號

意見書

請願文書表第六八五號

三國港開港の請願 福井縣坂井郡三國町長岡崎悌二郎呈出（紹介議員熊谷五右衞門君外一名）

右請願の要旨は福井縣下三國港は敦賀七尾の間に在りて同縣及石川縣の咽喉を扼し北陸要港の一として長き歷史を有す而して近時鐵道三國支線の敷設を見るに及ひ海陸運輸聯絡上の設備茲に完きを得物貨の集散日を追ふて盛ならむとし優に對外貿易港としての資格を具備するのみならす而も該港の開港たるや露領浦鹽及滿鮮方面に對する發展上より甚た緊要なるものあるを以て速に前記三國港を開港地として指定せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへ

きものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百十七號

意見書

請願文書表第七〇七號

稚内築港速成の請願　北海道北見國宗谷郡稚内町大字稚内字小濱通り二丁目商藤野和平外百八十五名呈出（紹介議員東武君外一名）

右請願の要旨は稚内港は北海道天鹽沿岸唯一の良港にして國防及運輸交通上樞要の地に在り殊に近く起工せらるゝ宗谷線及天鹽線の開通せらるゝ曉には同港は本道屈指の物資集散地たり故に海陸運輸の焦點地となるは明なり加之樺太島との交通を開拓する國防上緊切の事業に屬す此の見地に基き前記稚内築港を決定し起工を速にせられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百十八號

意見書

請願文書表第四九八號

日本住血吸蟲病豫防撲滅事業費國庫補助の請願　廣島縣深安郡川南村外八箇村地方病豫防撲滅組合管理者深安郡長熊谷綱介呈出（紹介議員井上角五郎君外一名）

右請願の要旨は廣島縣深安郡を中心として漸次猖獗の勢を逞ふせむとする日本住血吸蟲は感染傳播の力最迅速激甚にして其の範圍は人類のみならす諸種の家畜にも及ひ一旦本病に侵さるる者は容易に恢復せさるのみならす之か爲に死亡する者尠からす而して該病毒のある地方に於ける小學兒童を檢するに罹難者百人中平均三十二人强に達し延て壯丁檢査成績の如き甚た不良にして公衆衛生上職慄すへきものたり故に明治四十年一月地方有志者相謀り地方病研究會を組織し研究の結果其の病原を闡明し豫防撲滅の方法を講究し實行上大正七年三月二十二日主たる關係村に於て公共組合を組織し既に縣費の補助を仰き應急の施設を實行しつゝあるも尚之か要求を充すこと能はす依て國庫補助に依りて之か撲滅を實行したしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百二十號

意見書

請願文書表第四四六號

銚子港漁港改築の請願　千葉縣市原郡八幡町九百八十六番地千葉縣水産會會長宮吉長五郎外五名呈出（紹介議員鵜澤總明君外一名）

右請願の要旨は千葉縣銚子港の漁獲物は年額三百有餘萬圓に達し一箇年船舶の出入一萬艘其の出入は東京、神奈川、靜岡の各府縣より愛知、茨城、福島、宮城の各縣に跨り南相模灘より北方金華山沖に至る約二百餘海里に及ふ廣漠たる漁船根據地なるも港口に岩礁點綴し船舶の覆沒、破壞等の危險ありて常に水産界の爲遺憾とする所なるも之か修築には多大の經費を要し府縣の到底堪ゆる所に在らす依て國費を以て該港を速に修築せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百二十一號

意見書

請願文書表第七一三號

富江港を漁港に修築の請願　長崎縣南松浦郡富江村長近藤淳吉呈出（紹介議員牧山耕藏君）

右請願の要旨は長崎縣南松浦郡富江港は本邦の西南端に位する唯一の漁場にして毎年珊瑚船鰹釣發動機船を始とし其の他各種の漁船の碇泊するもの常に四五十艘より三百餘艘の多きに達す加之數多の漁獲物加工所珊瑚入札場及彫刻場等を有し又避難所としての便あり此の見地より當局にても嘗て築港の計畫を試みたることあり右工事は漁業保護奬勵上緊要のことに屬するを以て從來地方費を以て之を施行し來りしも其の完成を期せむには十萬圓以上を要し到底村民の負擔に堪ゆる所に非す依て國費を以て前記漁港を修築し漁民の福祉を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百二十二號

意見書

請願文書表第五三四號

發明事業奬勵補助金下附の請願　東京府東京市本所區永倉町一番地二號平民商野口榮吉外二名呈出（紹介議員佐々木文一君）

右請願の要旨は國富の主源は工業振興策に在り之か振興策は工業品の發明改良の力に俟つ所極めて大にして發明事業の保護奬勵は刻下の急務なりと信す請願人等は嘗て東京大阪に發明研究所を設けむと企圖し明治四十四年中發明奬勵補助金下附の請願を呈出したるも其の後世の變遷と商工業の發達とに稽へ益之か急設の必要を感せり政府は曩に理化學研究所の設立を企圖せられたるも專門學者の研究は學理的に偏して比較的其の効力尠なきのみならす實地に適應する研究發明を企圖するには資金、學理及實地の三要素を具備せさるへからす如上の趣旨に依り各專門學者と實地發明家とに依り組織せる發明研究所を設立して時代の要求に順應せむと欲す依て之か補助費として大正八年度より以後十箇年間毎年十五萬圓宛を下附せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百二十四號

意見書

請願文書表第四三二號

馬匹保健、衛生に關する法制定の請願　大阪府大阪市西區江戸堀北通三丁目四十七番屋敷平民醬油販賣業中島辰藏呈出（紹介議員金澤仁作君）

右請願の要旨は近時民間に於ける馬匹の取扱過度にして動物使役の道を失ひ其の待遇甚酷にして風敎上惡感化を及ほすもの尠しとせす是れ國家の產馬奬勵の趣旨を滅却するのみならす一朝有事の場合に於て軍用上一大危險を感せすむはあらす近時人道會愛護會等の組織せられ復荷馬車の重量を制限するの規程ありと雖其の目的とする所を當にし直接馬匹の使役に對するものは未た其の目的を達したりと云ふを得す依て請願者の希望要項を含蓄する一般馬匹保健衛生に關する單行法規を制定せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百二十六號

意見書

請願文書表第七〇五號

帝國在郷軍人會國庫補助の請願　東京府東京市下谷區仲御徒町一丁目十四番地平民醬油及漬物商山崎金五郎外三十九名呈出（紹介議員黒須龍太郎君）

右請願の要旨は帝國在郷軍人會は軍人精神の鍛練と軍事知識增進の目的を以て設立せられたるものにして同會の健全なる發達は國運の隆昌を招來する所以なるに其の經費の大部分は會員たる在郷軍人の醵出する所にして爲に其維持に困難を感する分會あるは遺憾に堪へす且斯の如く經費を會員に負擔せしむるは兵役義務の上に更に物質上の義務を加重するものにして在郷軍人を遇する所以の途に非さるへし依て同會に對し事業實施基本金として相當の金額を國庫より補助せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百二十七號

意見書

請願文書表第五二一號

山崎郵便局より三河郵便局を經て千種郵便局に達する公衆用電信及特設電話設置の請願　兵庫縣宍粟郡千種村長尾崎貞太郎外十二名呈出（紹介議員土井權大君）

右請願の要旨は兵庫縣宍粟郡地方は近年夥しく產業勃興し郡内三河村、千種村等には銀行諸會社、鑛業所、畜產組合牛馬市場、製材所其の他各種の購買又は販賣組合等設置せられ通信事務の遞增を來し過去數年前の狀況とは隔世の感あり然るに電信電話の設けある山崎局には七里乃至四里を隔て該地方民の不利不便尠からさるに依り山崎郵便局より同郡三河郵便局を經出し同郡千種郵便局に達する公衆電信及特別電話を設置して地方開發の資に供せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百二十八號

意見書

請願文書表第五五六號

徳島縣貴間郵便局へ電信、電話、郵便集配事務開始の請願　徳島縣三好郡貴間村大字貴間三百三十三番屋敷公吏大瀧半三郎外二十名呈出（紹介議員原田佐之治君）

右請願の要旨は徳島縣三好郡貴間村は現在面積三方里、人口六千七百を有する大村にして輓近蠶業及製糸業隆盛を極め京阪地方との取引頻繁となり通信機關の敏活を要するに拘らす所轄辻町局に至るには吉野川を隔て同流は毎年數十回出水し交通の杜絶する事屢ありて不便尠からす依て前記貴間郵便局に電信、電話及郵便集配事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百二十九號

意見書

請願文書表第六四八號

木田村に郵便局新設の請願　島根縣那賀郡木田村長佐々岡延藏呈出（紹介議員島田俊雄君）

右請願の要旨は島根縣那賀郡木田村は小村なれとも比較的郵便事務多きに拘らす郵便局の設置なく所轄局に到るには數里を隔て其の集配に三日間を要し不便甚しきに依り前記木田村に郵便局を設置して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百三十號

意見書

請願文書表第六六七號

露領沿岸漁場に通信運輸機關設置の請願　靜岡縣磐田郡中泉町七百四十八番地の二平民豊川島藏外六名呈出（紹介議員唐端清太郎君）

右請願の要旨は勘察加を中心とする露領沿岸各地は道路、橋梁、車馬、郵便局等の設備なく荒寥たる曠原なりと雖日露の漁場三百箇所開設せられ其產額一箇年千數百萬圓に上るの盛況に在り然るに通信並運輸機關不完全にして不利不便甚し依て露領沿岸漁場に對し通信並運輸機關を完備せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百三十一號

意見書

請願文書表第六七〇號

北千島漁場に無線電信設置の請願　靜岡縣磐田郡中泉町七百四十八番地の二平民豊川島藏外七名呈出（紹介議員唐端清太郎君）

右請願の要旨は千島は吾國有數の大漁場にして其の出稼漁夫の數年々三千人を下らす就中鱒漁は遠洋漁業として益發展の趨勢に在り然るに同島嶼に對する通信機關不備の爲漁具食料等の破損缺乏に際し之か供給に道なきのみならす風濤の爲漁業に故障を生する場合あるも本國と通信を交換すること能はさるは漁業の奬勵發達上一大缺陷なりと謂はさるへからす依て速に北千島漁場に電信局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百三十二號

意見書

請願文書表第六七八號

黒松村に郵便局新設の請願　島根縣那賀郡黒松村長渡利兵市外十三名呈出（紹介議員島田俊雄君）

右請願の要旨は島根縣那賀郡黒松村は戸數三百人口千五百を有し村民は商、工、漁農業を營み且其の附近數箇村落は山陰鐵道濱田線の開通と相俟て通信事務は近年著しく增加したるに拘らす所轄淺利局及都治村郵便局に到るには其の距離一里餘にして不便甚しきに依り前記黒松村に郵便局を設置して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百三十三號

意見書

請願文書表第六七九號

幸袋郵便局に集配並電信事務取扱開始の請願　福岡縣嘉穗郡幸袋町大字中八百三十七番地平民公吏横山近平外九十五名呈出（紹介議員赤間嘉之吉君）

右請願の要旨は福岡縣嘉穗郡幸袋町及隣村二瀬村には製鐵所所屬の高雄炭坑を始とし數箇の炭坑事業勃興し合資會社幸袋工作所は大阪以西第一の大鐵工場にして從て其取引は國内に止まらす遠く滿洲地方に及ひ通信事務の劇增は昔日の觀に在らす然るに幸袋郵便局は集配事務の取扱を爲さす集配事務は一里乃至二里餘を隔つる飯塚局に到り又電信事務は幸袋停車場又は飯塚局に於て取扱はるゝも常に敏活を缺き爲に町民は往往商機を誤り意外の損失を蒙ることを尠からす依て前記幸袋郵便局に集配並電信事務取扱を開始して土地の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百三十四號

意見書

請願文書表第六八二號

岐阜縣下伊自良郵便局集配事務開始の請願　岐阜縣山縣郡上伊自良村長梅田鑿外一名呈出（紹介議員佐々木文一君）

右請願の要旨は岐阜縣山縣郡下伊自良村は米、繭、薪炭等の產物に富み且滿俺鑛區十六箇所ありて其產額一箇年數十萬圓に達し猶漸次增加の傾向あり其の他郵便貯金簡易生命保險申込者等の遽增する點より觀るも通信事務の敏活を要すること明なり然るに下伊自良局には集配事務取扱なき爲二里を隔つる高富局の集配區域に屬し而も道路險惡にして村民の不便甚しきに依り前記下伊自良郵便局に集配事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百三十五號

意見書

請願文書表第六八八號

沼津本町郵便局に電信電話事務新設の請願　靜岡縣駿東郡沼津本町八十六番地平民農和田傳太郎外九名呈出（紹介議員岩崎勳君）

右請願の要旨は靜岡縣下沼津本町は沼津町樞要の地に位し商賈旅舍旗亭の大半を包擁し殊に伊豆諸島駿河灣一帶の漁商權を掌握し分秒の商機を爭ふ者の全部は右沼津本町郵便局區内に本據を構ふるを以て通信事務の敏活を要望せり試に大正七年度に於ける沼津郵便局の發電件數六萬二千七百六十二通の内沼津本町郵便局區域内居住者の發信數實に四萬七千餘通にして總數の約百分の七十五件に相當す然るに沼津局は町の北端に在り而して沼津本町局に於ては電信電話の事務取扱なき爲不便甚大なるに依り同局に電信電話の事務取扱を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百三十六號

意見書

請願文表第七〇九號

大垣郵便局を二等局と爲すの請願　岐阜縣大垣商業會議所會頭戸田鋭之助呈出（紹介議員牧野鐵九郎君）

右請願の要旨は岐阜縣大垣町は同縣下樞要の地にして近く市制の施行を見むとし且養老鐵道の開通に依り商工業著しく發展したるに拘らす大垣郵便局は特定三等局にして設備不完全なるは通信事務の敏捷を期する上に於て遺憾尠からす依て大垣郵便局を二等局に進められたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百三十七號

意見書

請願文書表第七一六號

船岡村郵便局設置の請願　鳥取縣八頭郡大伊村大字殿十八番屋敷八頭郡畜產組合評議員

山根金藏呈出（紹介議員奥田龜藏君）

右請願の要旨は鳥取縣八頭郡船岡村は戸數三百有餘にして商工業の中心地たり又隣村大伊村及隼村は廣大なる農村にして其の生産年額十萬圓に達し電信事務日に増加せるに拘らす郡家又は安井郵便局に至るには一里乃至三里を隔て加ふるに中間に東川を挾み諸般の取引上不便尠からす就中船岡村は地方物資の集散地として家畜市場を始め諸種の製造場及商工業の機關備はり益通信事務の繁活を感すること緊切なり依て該村に大伊村、隼村を管區として電信事務を取扱ふ郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百三十八號

意見書

請願文書表第六一八號

脇町區裁判所白地出張所設置の請願　徳島縣三好郡佐馬地村長高橋虎三郎外一名呈出

（紹介議員原田佐之治君外一名）

右請願の要旨は徳島縣三好郡佐馬地村大字白地に在りし脇町區裁判所出張所は大正三年六月廢止せられたるも該出張所所在地方は土地廣くして人口多く登記事件數亦從て尠からさるに所管池田出張所に到るには數里の距離ありて關係人民の不便大なるを以て佐馬地三繩兩村を管轄區とし佐馬地村大字白地に脇町區裁判所白地出張所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百三十九號

意見書

請願文書表第六五〇號

元三本松區裁判所復舊の請願　香川縣大川郡三本松町長岡田浩外十八名呈出（紹介議員三土忠造君）

右請願の要旨は香川縣下元三本松區裁判所は大正二年廢止せられ遠距離なる高松區裁判所の管轄となり不便尠からさるのみならす近年諸會社勃興と共に人口劇増して從て區裁判所所管事務増加し就中警察處分に對する正式裁判申立の如き之か爲に要する日子の比較的多大なるを虞れ空しく之を拋棄するか如き人民の權利義務の消長に大なる影響ありて關係町村の蒙る不利尠からさるに依り高松區裁判所の管内一部の接續町村を分離したるものを管轄區域として元三本松區裁判所を復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百四十號

意見書

請願文書表第六五四號

狩川村に區裁判所出張所新設の請願　山形縣東田川郡狩川村長奥山良平呈出（紹介議員伊東知也君）

右請願の要旨は山形縣東田川郡鶴岡區裁判所藤島出張所の管轄は藤島、泉、渡前、横山、押切、長沼、入榮島、東榮、手向、立谷澤、清川、狩川、十六合の十三箇村にして其の區域擴大に失し登記事務繁多にして將來益増加の傾向あり依て前記立谷澤、清川、大和、狩川の四箇村を管轄區域とする登記所を狩川村に設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百四十四號

意見書

請願文書表第六四九號

陰陽聯絡鐵道伯備線敷設の請願　岡山縣吉備郡二萬村長木谷靖外四名呈出（紹介議員西村丹治郎君）

右請願の要旨は陰陽聯絡鐵道伯備線の敷設は第四十回帝國議會に於て確定したるものなれは地方民は其の速成を熱望し居れり然るに巷說に依れは本線に對して某會社の買收運動又は智頭津山間鐵道敷設案提出の結果本線の敷設を變更廢止又は無期延期に終るへしとのことにて地方民は憂慮措く能はす殊に陰陽兩地は地理的關係上貨客の集散狀態を異にするを以て之を適應する策とし本線を南北兩方面より起工し一日も早く速成せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百四十五號

意見書

請願文書表第六五三號

相生釧路間鐵道敷設の請願　北海道網走郡美幌村大字鱗木禽村第一基線八十九番地平民農甲斐孫七郎外四百七十九名呈出（紹介議員東武君外二名）

右請願は要旨は北海道北見國相生より釧路港に達する地方は北見網走川及釧路國阿寒川の二大流域に沿ひ面積廣大地味肯沃林鑛産に富み就中硫黄の無盡藏なると阿寒湖畔の風光明媚なるとは歷史上著名の事實に屬し之か産出及來遊客年年劇増するのみならす右地方に移住する者多きに拘らす未た鐵道の敷設なきは地方富源開發上遺憾尠からさるに依り速に前記北見國相生より釧路港に連絡する鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百四十七號

意見書

請願文書表第六八〇號

能越鐵道敷設速成の請願　富山縣氷見郡氷見町長長澤市郎呈出（紹介議員廣瀬鎮之君）

右請願の要旨は富山縣氷見郡氷見町は北陸唯一の良港たる伏見港に接近し縣内樞要の地たり北東は日本海に面し年內漁業の收獲百數十萬圓に達す又西南は土地廣漠にして米其の他の陸産物に富み其の産出多きに拘らす交通機關備はらさる爲遺憾尠からす依て前記氷見町より七尾港に達する鐵路を敷設して運輸交通の便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百四十八號

意見書

請願文書表第六八三號

山陰鐵道千代川鐵橋改築の請願　鳥取縣鳥取市西町二十一番地士族鳥取市會議長木下義之外二名呈出（紹介議員臼田八內君外一名）

右請願の要旨は鳥取縣鳥取市外千代川に架設の鐵橋は橋足低く洪水の際には河水市中に氾濫し年年其被害慘狀を極む依て現在の鐵橋を三、四尺高め猶該鐵橋より鳥取停車場に到る間の適當の位置に更に鐵橋を架設して洪水の慘害を免るゝやう施設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百四十九號

意見書

請願文書表第七〇〇號

平町小名濱間鐵道敷設の請願　福島縣石城郡平町長伊坂員正外十三名呈出（紹介議員高岡唯一郎君）

右請願の要旨は福島縣石城郡平町及小名濱沿岸地方は海陸の産物に富み且右兩區間の鐵路敷設は西日本海と東太平洋との聯絡を完成する上に於て緊要の線路なるを以て前記平町及小名濱間に鐵道を敷設して地方産業發達の資に供せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百五十號

意見書

請願文書表第七〇四號

本吉郡縱貫輕便鐵道敷設の請願　宮城縣本吉郡柳津町長龜井陽儀外十六名呈出（紹介議員小山東助君外六名）

右請願の要旨は宮城縣本吉郡は縣の東北端に位し海陸の物産に富むと雖郡外に通すへき道路は孰も嶮惡にして鐵道との距離甚た遠く富源の開發人文の進歩を妨けらるゝこと久し然るに當局に於ては東北に於ける有望なる漁港たる同郡氣仙沼を起點とし岩手縣一の關に於て本線に接續する磐仙線に國有輕便鐵道敷設の議あるやに聞くを以て其の場合には更に之を延長し同郡の中樞なる津谷志津川の各驛を經由し西端柳津を終點とする郡縱斷輕便鐵道を速に敷設して以て該地方の開發を圖ると共に三陸沿岸鐵道の前驅たらしめられたしと謂ふに在り

在り

衆議院は其の趣意を至當なりと認め之を採擇するものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

○岩崎勳君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎勳君――一寸御待を願ひます、日程六十四の請願に對して、河西豐太郎君より政府に對して質疑があります、之を許可致します

○河西豐太郎君　唯今委員より御報告になりました日程第六十四、日本住血吸蟲病豫防撲滅事業費國庫補助の件に付て、一寸政府委員に御尋して置きたいと思ひます。

○議長(大岡育造君)　許可致します。

○河西豐太郎君　此件は廣島縣より請願になつて居ります事柄でございますが、山梨縣よりも矢張之と同一請願が出て居る筈でございます、元來此病氣は廣島山梨外四五縣に特有する一種の地方病でございます、山梨縣廣島縣の如き殊に最も其慘害を受けて居る地方でございます、現に山梨縣の如きは、其病氣の分布の區域が一市五十餘箇村に亙りまして、現在此病氣に罹つて居る者が一萬有餘人、年々の死亡者は殆ど百有餘人を超えると云ふ狀況でございます是が爲めに官民共に此病氣を豫防撲滅することに就て、非常なる努力を拂つて居りまして、縣税の補助は勿論、町村に於ても莫大の負擔を致して、豫防撲滅事業に從事して居る有樣であります、併ながら到底一地方の微かなる資力を以て、此病氣の豫防撲滅の大事業を遂げると云ふことは、殆ど今日不可能の狀態でございます、斯の如くして益々蔓延し益々傳播することになりましたならば、國家の上より見ても由々敷き事柄であらうと存じますが故に、願くは國家の力を藉りてどうか此病氣の豫防撲滅の事を致したい、之に對して政府當局には如何なる御考を御持ちであるか、此際承つて置きますれば、非常に仕合であります、一寸御尋致します

〔政府委員杉山四五郎君登壇〕

○政府委員(杉山四五郎君)　河西君より日本住血吸蟲の我が同胞を冒しつつある實況に就きまして、或は山梨或は廣島の例を御引きになりまして、我が同胞の生命を剝奪し、又健康を侵害しつつあると云ふことの御話がありまして、而して之に對して政府當局の考は如何であるかと云ふの質問を蒙りました、仰せの如く日本住血吸蟲病は獨り山梨廣島のみならず、佐賀、岡山、靜岡、茨城、而も此聲咳の下であります東京府下にも、此病氣があるのであります、河西君の仰せの如く、此日本住血吸蟲病なるものは日本と云ふ名前を冠する如く、他の歐米の國には無くて、獨り我同胞の間に此の住血吸蟲病があると云ふことは、頗る遺憾とする者であります、而して之に對しまする請願が廣島縣より出て居りまする、其經費は三萬有餘圓と云ふものを國庫よりして補助の御希望でありまするが、請願分科會に於て、政府當局は大要之に對する所の考を披瀝して居りまする次第でありまするが、其際にも申上げましたる通り、此住血吸蟲病なるものは、福岡醫科大學の教授であります宮入博士に依りまして、中間宿主、何か此病毒を媒介することに付ては、中間宿主、俗に「ビンロージュ」と云ふやうな名前を冠して居りますが、法螺の貝を小さくしたやうな貝であります、其中間宿主なるものに依つて病毒を段々傳播すると云ふ事が分つたのであります、併ながら住血吸蟲なるものの病原體は、如何なるものに屬するかと云ふ事は、未だ專門家に依つても之を研究する所の域にまだ進んで居りませぬ、故に遺憾ながら此中間宿主と云ふものを撲滅すると云ふことの方面に於て、其病氣の流行して居る處に之を用ゐて居る、詰り中間宿主の撲滅策を執つて居るのであります、それで廣島の方からの請願も、其中間宿主を撲滅するに向つての補助であります、固より病原體の決定されない間は、其中間宿主と云ふものの撲滅を以て滿足する外はありませぬ、故に政府は其爲めに幾多の考慮を加へて居りますが、併ながら是よりもです、まだ衞生當局としましては急中の急なるものがあるのです、是は請願の分科會に於きましても、私より詳細に申上げた所のものがある、それは何であるか、即ち寄生蟲の中に於きまして蛔蟲、虫扁に第一回第二回の回と云ふ字、此蛔蟲と云ふものに殆ど侵襲を受けて居らぬ所の者は無い、日本國中殆ど津々浦々に至りますまで、此蛔蟲の侵襲を被つて居る、此蛔蟲なるものに付きましては、一昨年までは唯々普通の吾々の御同樣の腹の中に涌きまする所の蟲同樣に、之を輕視して居りました所が、一昨年の夏に至りまして、長い間の研究調査の結果、福岡醫科大學の教授宮入博士に依つて、蛔蟲なるものは初め一旦胃腑に入りますが、胃腑からして腸壁を破つて肺臟に至り肺を侵して、而してそれが再び食道を通つて來る、何處に出るかと言へば口腔に來まして、それが遂に又再び胃中に入つて行く、而も其間に於て肺臟を侵す、其關係から致しまして、吾々の同胞中此幼兒嬰兒、年の若いまだ十分に發育せぬ所の子供等を侵し、而も最近五六年の統計に徵しまする と幼兒嬰兒の死亡率が著しく進みます事に付きまして、何が原因であるかと言へば、內務省に於ける保健衞生調査會に於て、幾多の原因があらうと云ふことに付きまして講究しつつありますが、未だ徹底的の原因を究むるに至らざりし際に、偶々一昨年宮入博士に依つて、蓋し此蛔蟲なるものが吾々の幼兒嬰兒を侵す爲めに幼兒嬰兒の死亡率が殖えつつあるのであるまいか、或は幼兒嬰兒のみならず、どうも出生より死亡の方が段々殖えつつある、此死亡率の殖える原因は、此蛔蟲の所業ではないかと云ふことに博士が眼を著けまして、而して爾來昨年より實地調査と云ふものを致して居りますが、靜岡縣の周智郡の中の一村を取つて、一村に居りまする所の人々を片つ端から、內務の醫者でありまする技師に技手二人を附けまして、看護婦其他介添を附けて、片つ端から實は調べました、固より各方面の健康診斷をしたのでありますが糞便を各戶に就て調査して見ると、實に驚くべし、其一村だけの人々の「パーセンテージ」が百分の九十三を示して居ることを發見したのであります、若夫れ斯の如く靜岡のみならず、斯う云ふ筆法で日本全國を侵して居るものとすれば大變な問題である、それで寄生蟲の中に於ても最も恐るべき所の蛔蟲のみならず、申上げるまでもありませぬが、此十二指腸蟲、此十二指腸蟲なるものは殆ど……

○議長(大岡育造君)　御注意申しますが、成べく質問の要點に御答を願ひたい。

○政府委員(杉山四五郎君)　了承致しました(「成るべく詳細に願ひます」と呼ぶ者あり)此問題は實は此神聖なる演壇に立ちまして、河西君の御質問に對して御答すると云ふことは、私は非常に此保健衞生の見地から考へまして、重大なる案件と心得て居るのでありますからして、議長よりの御注意も至極御尤もではありますが、是は政府が何を爲しつつあるかと云ふことを申上げるの前提であります、如何に御注意がありましても、必要の際に於ては當局の苦心の在る所を申上げなければならぬ(拍手する者あり)而して單り蛔蟲のみならず、十二指腸蟲に至りましては、殆ど日本全國九十五「パーセント」から九十八「パーセント」の驚くべき所の實數を示しつつあるのであります、殆ど吾々同胞の健康と云ふものが脅かされつつあるのであります、斯う云ふやうな實況でありますが故に、實は甚だ御恥かしいやうな次第でありますが、吾々同胞と云ふものは、自分の腹の中に蛔蟲を蓄へ、自分共の五體が十二指腸蟲に冒されつつあると云ふやうな實況である、而も氣著かずに居るのでありますけれども、政府は此に見る所がありまして、既に御協贊を得ましたが、僅に二萬圓、國家の財政が許さない爲めに已むを得ないと申せば已むを得ませぬけれども、實は僅に各府縣に二千五百圓の補助の豫算を要求して居るのであります、而して是は幸に兩院を通過致しまして、固より衞生當局は其金額は輕微でありますが、其苦心の在る所が兩院の協贊に依つて假令少額なりと雖も芽が生へたと云ふことを、茲に此壇上に立ちまして、兩院議員諸君が吾々同胞の保健の爲めに、如何に銳意熱心に在らせられるかと云ふことの茲に感謝する者であります(拍手する者あり)而して其寄生蟲の中恐るべき蛔蟲と十二指腸蟲と云ふものを、吾々の理想と致しましては、宮入博士あたりの意見を參酌致しまして、成るべく一年の中に適當の時機に於て、之を一齊に驅除すると云ふことを熱烈に希望するのであります、それに付きましては、迚も二萬圓許りの目腐金では徹底的の事は出來ませぬ、幸ひ河西君の御質問に依つて、吾々同胞の共同の敵であるものに付て、大藏當局者等は如何に財政逼迫てあつても自分の健康には代へられない、國民の健康には代へられない、蓋し來る大正九年度の豫算に向つては數十萬圓、百餘萬圓の――國庫の事情が許す限り豫算を計上したいと云ふ熱烈なる希望を持つて居ります而して本問題に立返りますが、日本住血吸蟲より急中の急なるものがある、併ながら其請願分科會に於ても私が辯明致しましたが、若し廣島縣に於て十二指腸蟲、蛔蟲よりも日本住血吸蟲の方が驚くべき勢を以て、廣島縣の吾々同胞を侵しつつあると云ふことの實況でありまするならば、固より緩急斟酌致しまして、柱に膠せぬ方法を執つて、寄生蟲驅除補助費でありますから、固より其範圍內に於て日本住血

吸蟲の方面に向つて、廣島縣に向つて補助すると云ふことは、當局者と致しましては適當の考を持つて居るのであります、(「山梨はどうです」と呼ふ者あり) 獨り山梨と限りませぬ、茨城と限りませぬ、其住血吸蟲のある所に向つての御答と御諒承を願ひたい。

○岩崎勳君 日程第二十四乃至第八十九の請願は全部一括して委員長報告通り採擇せられんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 採擇に御異議無しと認めます全部採擇に決します、本日は是にて散會。

午後五時二十二分散會

○大正八年三月十八日(火曜日)

午後一時十三分開議

議事日程 第二十四號

質問

一 移民政策に關する質問(土井權大君提出)

二 東京市青山墓地移轉問題の件並墓地及埋葬取締規則第二條に關する質問(齋藤紀一君提出)

三 東京帝國大學醫科大學內に精神病學教室及病室新設に關する質問(山根正次君提出)

四 地方稅制限に關する質問(小林嘉平治君提出)

五 同仁會に關する質問(秋山金也君提出)

六 宗教法制定に關する質問(田中善立君提出)

七 陸海軍兵卒の給與に關する質問(高田耘平君提出)

八 朝鮮統治に關する質問(山道襄一君提出)

第一 度量衡法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三 醫師法中改正法律案(福井三郎君外七名提出) 第一讀會

第四 市制中改正法律案(大口喜六君外五名提出) 第一讀會

第五 町村制中改正法律案(大口喜六君外五名提出) 第一讀會

第六 府縣制中改正法律案(大口喜六君外五名提出) 第一讀會

第七 郡制中改正法律案(大口喜六君外五名提出) 第一讀會

第八 明治三十四年法律第三十號中改正法律案(堀尾茂助君外三名提出) 第一讀會

第九 會計法中改正法律案(澤來太郎君外二名提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第十 農工銀行法中改正法律案(天春文衞君外十七名提出) 第一讀會の續(委員長提出)

第十一 法隆寺防火設備に關する建議案(小泉策太郎君外三名提出)

第十二 和氣神社昇格に關する建議案(小橋藻三衞君外八名提出)

第十三 朝鮮西岸各港と大阪、橫濱間並仁川と青島、上海間に定期航路開始に關する建議案(牧山耕藏君外九名提出)

第十四 小學兒童口腔衞生施設に關する建議案(木下謙次郎君外一名提出)

第十五 東北本線安達驛又は松川驛、川俣町間輕便鐵道建設に願する建議案(平島松尾君外一名提出)

第十六 福島縣下松川驛又は安達驛、川俣町間輕便鐵道敷設に關する建議案(八田宗吉君外二名提出)

第十七 愛媛縣今治港開港に關する建議案(上河吉太君外三名提出)

第十八 豫讚線複線工事速成に關する建議案(高岡唯一郎君外四名提出)

第十九 貴生川、加茂間輕便鐵道建設に關する建議案(井上敬之助君外二名提出)

第二十 官吏恩給法及之に關聯する諸規程の改正に關する建議案(齋藤珪次君提出)

第二十一 松戶高等園藝學校移管に關する建議案(吉植庄一郎君外九名提出)

第二十二 水產教育機關擴張に關する建議案(關矢儀八郎君外二名提出)

○議長(大岡育造君) 諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一今十八日政府より提出せられたる議案左の如し

大正四年法律第十六號中改正法律案

一去十五日議員より提出せられたる議案左の如し

明治三十四年法律第三十號中改正法律案

提出者 堀尾茂助君 天春文衞君
內藤傳祿君 清水市太郎君

松戶高等園藝學校移管に關する建議案

提出者 吉植庄一郎君 鵜澤總明君
木村政次郎君 土屋清三郎君
磯野敬君 柏原文太郎君
津田毅一君 關和知君
鵜澤宇八君 鈴木久次郎君

水產教育機關擴張に關する建議案

提出者 關矢儀八郎君 鵜澤宇八君
佐々木平次郎君

一昨十七日議員より提出せられたる議案左の如し

新聞紙法改正に關する建議案

提出者 松田源治君 吉植庄一郎君
東武君 米田穰君
山口恒太郎君 竹村良貞君
小山松壽君 鈴木富士彌君
白川次郎君 前川虎造君
秋田清君 木下謙次郎君
尾崎敬義君

狩野川改修に關する建議案

提出者 岩崎勳君 小泉策太郎君

一去十五日貴族院より受領したる政府提出案左の如し

度量衡法中改正法律案

一去十五日貴族院に於て本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

家祿賞典祿處分に關する法律案(本院提出)

沒祿處分を受けたる者に對する給與處分に關する法律案(本院提出)

一去十五日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

滿蒙懸案地經過並に西伯利の現狀及議員の政治道德に關する質問主意書

提出者 兒玉右二君

一昨十七日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

神祇管掌特別官衙設置に關する質問主意書

提出者 岩崎勳君

復權に關する再質問主意書

提出者 高田耘平君

一今十八日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

吉野川改修工事に關する再質問主意書

提出者 高島兵吉君

一去十三日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員橫山勝太郎君提出航空取締に關する質問に對する答辯書

衆議院議員高田耘平君提出小學校教員に給する臨時手當に關する再質問に對する答辯書

衆議院議員高田耘平君提出復權に關する質問に對する答辯書

一去十四日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員川崎克君提出朝鮮事變に關する質問に對する答辯書

一去十五日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員加藤定吉君提出西伯利に關する質問に對する答辯書

一今十八日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員高田耘平君提出陸海軍兵卒の給與に關する質問に對する答辯書

衆議院議員小林嘉平治君提出地方稅制限に關する質問に對する答辯書

衆議院議員土井權大君提出移民政策に關する質問に對する答辯書

衆議院議員小山松壽君提出內務大臣の言議に對する質問に對する答辯書

衆議院議員我如古樂一郎君提出甘蔗作に關する質問に對する答辯書

衆議院議員小西和君提出鹽の專賣生產及配給に關する質問に對する答辯書

衆議院議員橫山勝太郎君提出公娼制度の存廢に關する第三質問に對する答辯書

一今十八日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員山道襄一君提出朝鮮統治に關する質問に對する答辯書

大正八年三月十三日

內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員橫山勝太郎君提出航空取締に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員横山勝太郎君提出航空取締に關する質問に對する答辯書

航空取締に關しては既に現行法規に於て國防上緊急の必要に應するもの之れありと雖尙國防上及國家の安寧並人民の保護上他に特別の規定を設くるの必要を認め相當考慮中に屬す又今回の講和會議に於て來た航空法の制定に關し特に協議會を開始したるの事實なし

右及答辯候也

大正八年三月十三日

外務大臣子爵內田　康哉
內務大臣　床次竹二郎
陸軍大臣　田中　義一
海軍大臣　加藤友三郎

衆議院議長大岡育造殿

內閣總理大臣原　敬

衆議院議員高田耘平君提出小學校教員に給する臨時手當に關する再質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員高田耘平君提出小學校教員に給する臨時手當に關する再質問に對する答辯書

一政府は市町村財政の實情に鑑み適當と認むる方法を講したり

一明治三十年勅令第二號第三條を改正するの可否に付ては政府は愼重なる考慮を加へつつあり

一政府は國費を支出し又は市町村を強制して大正七年度四月に遡り一般に臨時手當を支給するの意圖を有せさるも市町村財政の許す範圍に於て更に相當の手段を行はしめむとす

右及答辯候也

大正八年三月十三日

文部大臣中橋德五郎

大正八年三月十三日

內閣總理大臣原　敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員高田耘平君提出復權に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員高田耘平君提出復權に關する質問に對する答辯書

復權は刑の言渡を受けたる特定の者に對し刑の執行終了後に於ける本人の行狀其他參考と爲るへき事項を調査したる上上奏の手續を爲すものにして小野崎某に付ては恩赦に浴せしむへき情狀ありと認めたるに因る

右及答辯候也

大正八年三月十三日

司法大臣原　敬

大正八年三月十四日

內閣總理大臣原　敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員川崎克君提出朝鮮事變に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員川崎克君提出朝鮮事變に關する質問に對する答辯書

一、今回の騷擾は所謂民族自決の標語を揭け一部の者之か示威運動を爲したるに因るものにして一般人民は之に關與せるものにあらす政府に於ては朝鮮內に於ける是等一部の者に對し常に深甚の注意を拂ひ居れり

一、今回の暴動は民族自決に對する鮮人の誤解に出てたると同時に迷信深き宗教類似團體之に加りたるものなるを以て政府は其の煽動者首謀者に對し嚴重なる處分を爲すと同時に鮮人の誤解を解くの途を講せむとするものなり

一、現行警察制度は朝鮮の狀況に照し適當なりと認むるも地方治安の維持上財政の狀況に鑑み適宜措置するの必要を認め居れり

一、官吏任用に付ては內地人と鮮人との間に何等差等を設けさるのみならす鮮人に對して幾多特別任用の途を設け居れり

一、內鮮人の融和を圖る爲特設の機關を設くるの必要を認めす寧ろ國民一般の諒解と協力に依り全般の融和を計るの必要ありと思料す

右及答辯候也

大正八年三月十四日

內閣總理大臣原　敬

大正八年三月十五日

內閣總理大臣原　敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員加藤定吉君提出西伯利に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員加藤定吉君提出西伯利に關する質問に對する答辯書

一、帝國の西伯利出兵に就ては諸外國と充分意志の疏通を圖り彼地の情勢を審察することに關しても用意を怠りたることなし又我出征軍の行動を統一することは特に細心の注意を用ひ常に必要なる指導を怠らす又帝國出兵の目的たる「チェックスロヴァック」軍の救援及極東露領の治安維持は充分の効果を收めたるものと認む而して與國亦其意を同ふすと信す尙西伯利亞に於ける我行動に付ては絕えす實地の情勢に照し機宜の措置に出てむことを期す

二、政府は目下の狀態に於ては西伯利亞出征軍を更に減少する意思なきも之を交代せしむることあるへし

三、政府は將來に於ても極東の治安を攪亂する目的を以て我軍に反抗するものに對しては抑壓を加ふる方針なり

四、西伯利亞を援助する手段として交通機關を整備することの必要なるは政府も亦之を認め目下浦潮に於て關係諸國と共に西伯利鐵道の改善に就き鋭意講究中なるか物資供給方に付ては既に西伯利亞經濟援助委員會をして著々之を實行せしめ居れり又外資を輸入して富源を開拓するも亦一方法たるへきも此等は極東の秩序か完全に維持せられ統一政府の成立を見るにあらされは今俄に之か完璧を望むへからすと信す

五、西伯利亞に於ける帝國の眞意を露國人に理解せしむることは政府に於ても其必要を認め爲之適當なる手段を執ることを怠らさるへし又醫療に關し露民を救濟することは既に實行中にして相當の効果を收めつつあり學校病院の設立も右等の事業と等しく日露親善の爲頗る有益と認め目下其の方法等に關し講究中なり

右及答辯候也

大正八年三月十五日

外務大臣子爵內田　康哉
陸軍大臣　田中　義一

大正八年三月十八日

內閣總理大臣原　敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員高田耘平君提出陸海軍兵卒の給與に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員高田耘平君提出陸海軍兵卒の給與に關する質問に對する答辯書

一、陸軍現役兵卒給料の恒久的增加に就ては目下考慮しつゝあり

一、陸海軍兵卒の給與は各其の勤務の狀態異なるを以て同一に律し難きも將來成るへく其均衡を保つことに努めむとす

右及答辯候也

大正八年三月十八日

海軍大臣加藤友三郎
陸軍大臣田中　義一

大正八年三月十八日

內閣總理大臣原　敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員小林嘉平治君提出地方稅制限に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員小林嘉平治君提出地方稅制限に關する質問に對する答辯書

現行地方稅附加稅の制限率は從前の慣行と負擔の關係とに鑑み定められたるものなり而して商工業者と農民との負擔の均衡に付ては政府は絕えす深甚の注意を拂ひつゝあり

右及答辯候也

大正八年三月十八日

內務大臣　床次竹二郎
大藏大臣男爵高橋　是清

大正八年三月十八日

內閣總理大臣原　敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員土井權大君提出移民政策に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員土井權大君提出移民政策に關する質問に對する答辯書

一、政府は海外渡航の奬勵か――我國に於て人口調節策の一たることを認むると共に之か奬勵に

當りては渡航地に於ける法制及移民に對する需要等各種の事情を斟酌するを要するものと思料す

二、政府は從來前記の趣旨に依り移民の保護に留意すると同時に適當と認むる程度に於て移民の渡航を奬勵せり尙ほ質問中指摘せられたる例示の事項に付ては次の如し

い、政府は移民取扱業を一二の會社に獨占せしむるの方針を採りたることなし唯移民業の如き弊害を伴ひ易き業務に從事する者は其基礎の特に確實なるを要するを以て之を許可するに付ては極めて愼重なる考査を加ふへきものと認む而して現在の移民取扱人は各地方に出張所又は業務代理人を設置し廣く移民の募集に努め居れり從來往々應募者數の募集員數に充たさることありたるも之れ主として其の當時に於ける各地の經濟狀態に基因するものにして移民取扱人の少數なるか爲に非す

ろ、政府は移民奬勵の爲めに特に移民取扱業を海運業者又は貿易業者の附帶業務たらしむるを必要なりとは思惟せさると同時に現行制度に於て移民取扱人か他の業務を兼營することを禁止し若は兼營業務の範圍を限定することなし現行法は移民取扱人か移民と直接關係ある業務を兼營するに付ては行政廳の許可を受くへきことを規定するも移民と直接關係なき業務は何等之を兼營することを妨けす現に目下移民取扱人にして有力なる海運業者と密接の關係を有せさるものなし從て現行制度か移民取扱業に對する投資を躊躇せしむるの事實あるを認めす

三、政府は府縣別に依り移民取扱人を許可するの意思を有せす尤も重要なる府縣には前述の如く移民取扱人は現に其の出張所又は業務代理人を設置し居れり

四、政府は公益の見地に重きを措き新に移民取扱人たるの許可を申請するものに對しては其の基礎確實にして弊害を生する虞なしと認むる場合に限り許可を與ふる方針なり

右及答辯候也

大正八年三月十八日

外務大臣子爵内田康哉

大正八年三月十八日 内務大臣 床次竹二郎

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員小山松壽君提出内務大臣の言議に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員小山松壽君提出内務大臣の言議に對する質問に對する答辯書

大正八年三月十日貴族院本會議に於て衆議院議員選擧法中改正法律案の提出理由說明中安達謙藏氏の談として引用したるは大正八年二月二十日發行東京朝日新聞所載の「別表原案に對する非難」と題する記事に依りたるものなるか其後右は同氏の談にあらすして憲政會側の非難を綜合したるものとして揭載せられたるものなることを發見せり依て其の旨之を訂正せり

右及答辯候也

大正八年三月十八日

内務大臣床次竹二郎

大正八年三月十八日

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員我如古樂一郎君提出甘蔗作に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員我如古樂一郎君提出甘蔗作に關する質問に對する答辯書

一、本邦の糖業は近時著しく發達し漸く自給自足の狀態に達せるものと認む

一、經濟事情の變遷に伴ひ有利なる作物を選擇するに至るは已むを得さる所なりと認む

一、米に對する現下の政策は臺灣の甘蔗作及米作に對し格段の影響なきものと認む

一、沖繩縣の糖業に對しては現時相當の保護奬勵を加へつゝあり將來に於ても出來得る限り之か改良發達を期せむとす

右及答辯候也

大正八年三月十八日

内閣總理大臣原敬

農商務大臣山本達雄

大正八年三月十八日

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員小西和君提出鹽の專賣生産及配給に關する質問に對し別紙答辯書差進候也

(別紙)

衆議院議員小西和君提出鹽の專賣生産及配給に關する質問に對する答辯書

一、政府は鹽專賣法を廢止するの意なし又社會政策産業奬勵等を無視して收益主義を取るの意なし

二、賠償價格は鹽製造者に對し生産費を償ひ且つ相當利益を與ふる程度に於て之を定むるか故に必要あれは之か引上をなすに吝ならす賣渡價格は可成之を低廉にするの方針なり

三、平和克復し鹽の需給關係安定したる後にあらされは内地産鹽の過不足を判定し難く從て今直ちに内地鹽田を擴張するや否やを明言し難し

四、支那鹽は現に輸出を禁止せらるゝを以て輸出稅なるものなし

本邦に於ける鹽の配給上奉天山東兩省の鹽田擴張を求むるの必要を認めす

五、鐵道及汽船運賃の低減並に輸送を迅速ならしむることに付ては常に深甚の注意を拂ひ殊に鐵道輸送に付ては他の貨物に比し迅速に輸送せられつゝあり

工業用鹽に付ては臺灣鹽關東州鹽青島鹽を可成安價に供給することを力め又其の輸送方を迅速ならしむることに付ては常に督勵しつゝあり天日製鹽は原鹽の儘にては漁業用に適せさるを以て已むを得さる場合の外内地鹽を供給しつゝあり

右及答辯候也

大正八年三月十八日

大藏大臣男爵高橋是清

外務大臣子爵内田康哉

大正八年三月十八日

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員横山勝太郎君提出公娼制度の存廢に關する第三質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員横山勝太郎君提出公娼制度の存廢に關する第三質問に對する答辯書

第一 明治三十三年内務省令第四十四號に依り制限は同年法律第八十四號行政執行法に基きたるものとす

第二 取締上及保護上平素に於て留意せりと雖今後亦相當監視する所あらむとす

第三 質問の如き事實なし

右及答辯候也

大正八年三月十八日

内務大臣床次竹二郎

大正八年三月十八日

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員山道襄一君提出朝鮮統治に關する質問に對し別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員山道襄一君提出朝鮮統治に關する質問に對する答辯書

一、朝鮮人子弟に對し義務教育制度を設くるは未た其の時機に非す

二、現今に於ては民度及言語に差異あり一般的に合同教育を爲すことを得す但し事情の許す限り希望により便宜内地人を教育する學校にも鮮人の入學を許し又鮮人を教育する實業學校及專門學校にも既に内地人を收容し合同教育をなしつゝあり

三、朝鮮に於ける學校に就ては倂合の當初朝鮮統治の方針に合致せさる教育を施すものありしは事實なりしも明治四十四年私立學校規則を發布して取締の方針を確立すると同時に視學官吏を派遣し實地を視察せしめ之か取締を行ひつゝあり殊に教員の採用に就ては充分なる注意を加へ内地人教員の採用を奬めつゝありて近來其の教育の内容大に面目を改むると同時に不健全なる私立學校は漸次廢校するに至れるもの多し尙定州五三學校は何等不穩の狀況なし宣川の明信學校平壤の安興學校平壤の大同學校は今日存在せす

四、未た何等の効果ありしを聞かす

五、國語を普及するは最も急務なるを認め政府は極力之を努めつゝあり然れとも朝鮮現時の狀況に於ては官吏特に朝鮮人と直接接觸して之か指

啓發の任に當るへきものは朝鮮語に精通するにあらされは適切なる行政をなすこと困難なり故に官吏をして朝鮮語を修得せしむる方針を變更する意思なし

六、職業の如何を問はす善良なる內地人の移住は最も希望する所なり

七、憲兵制度撤廢時機は現今に於て之を明言し難し

右及答辯候也

大正八年三月十八日

內閣總理大臣　原　　敬

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に揭載す〕

一去十五日補任したる常任委員左の如し

第二部選出豫算委員　片岡直温君
第三部選出豫算委員　加藤政之助君
第三部選出豫算委員　關　和知君
第三部選出豫算委員　鈴木富士彌君
第四部選出豫算委員　下岡忠治君
第四部選出豫算委員　湯淺凡平君
第五部選出豫算委員　森田　茂君
第五部選出豫算委員　高橋久次郎君
第六部選出豫算委員　紫安新九郎君
第四部選出請願委員　一宮房治郎君
第七部選出請願委員　藏內次郎作君

一昨十七日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第二部
豫算委員　井原喜代太郎君（片岡直温君補闕）

第三部
豫算委員　本田恒之君（加藤政之助君補闕）
豫算委員　降旗元太郎君（關和知君補闕）
豫算委員　齋藤宇一郎君（鈴木富士彌君補闕）

第四部
豫算委員　奧田柳藏君（下岡忠治君補闕）
豫算委員　犬飼源太郎君（湯淺凡平君補闕）

第五部
豫算委員　久須美東馬君（森田茂君補闕）
豫算委員　横田孝史君（高橋久次郎君補闕）

第六部
豫算委員　井原百介君（紫安新九郎君補闕）

第四部
請願委員　森田正路君（一宮房治郎君補闕）

第七部
請願委員　奧田榮之進君（藏內次郎作君補闕）

一昨十七日委員長及理事互選の結果左の如し

東京市に關する法律案委員
委員長　鳩山一郎君
理事　近藤達兒君

八戶、久慈間輕便鐵道速成に關する建議案委員
委員長　阿部武智雄君
理事　柏原文太郎君

長崎港海陸聯絡設備に關する建議案委員
委員長　則元由庸君
理事　小川寅六君

兩肥筑貫通鐵道敷設に關する建議案委員
委員長　原田十衞君
理事　津末良介君

八丈島漁港修築に關する建議案委員
委員長　柒　昌嚴君
理事　尾崎元次郎君

音樂學校設置に關する建議案委員
委員長　三土忠造君
理事　小川鄉太郎君

一去十五日豫算委員長は理事を左の通指名せり

豫算委員
理事三土忠造君（林毅陸君補闕）
理事松田源治君（小田切磐太郎君補闕）

小學校教員に給する臨時手當に關する再質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月二十六日

提出者　高田耘平
贊成者　田中萬逸　外二十九人

小學校教員に給する臨時手當に關する再質問主意書

小學校教員に給する臨時手當に關する本員の質問に對し文部大臣より書面を以て答辯せられたれとも要領を得る能はす依て左記各項に就き更に問はむとす

一小學校教員の多くは目下全く生活の安定を缺き泰然其の職にあるもの甚た少し然るに政府は大正七年九月地方長官に發したる一片の通牒を以て小學校教員に給する臨時手當を普遍ならしめ得ると信し且最善の方法を採りたりと確言し得るや

一現今市町村の狀況は單に地方稅制限擴張のみにては小學校教員に給する臨時手當を普遍ならしめ克はさるの實情に在り殊に臨時手當支給額を國庫支辨官吏と同しく本俸の五割と爲すか如きは頗る至難と思はる政府は此の場合に於て明治三十年勅令第二號第三條に改正を加へ市町村負擔の最少額を增すの方法を採るの必要を認めさるや

一小學校教員に對しては國庫支辨官吏と同しく大正七年四月より臨時手當を支給すへきか當然なるに同年度に於て市町村より支給せられたる額は極めて僅少にして且不公平なり政府は國費を以て大正七年四月に遡り臨時手當を一般に相當支給する方策を採らさるも小學校教員をして滿足して其の職に居らしめ得ると信するや

右は全國十七萬の小學校教員の齊しく懷抱する疑問なり明快適切なる答辯あらむことを

右及再質問候也

復權に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月八日

提出者　高田耘平
贊成者　本田恒之

復權に關する質問主意書

復權は必竟正公平に行はれさるへからす同一の情狀にあるもの幾多ある場合に於ては同時に復權せしむるを以て適當の處置と信す大正七年中栃木縣小野崎某は復權せられたり而して恩赦令第十五條に基きたるに非すして司法大臣の發意に因りたるか如し

政府は何故に小野崎某と同一の情狀にある他の幾多の選擧權被選擧權停止者をして同時に聖恩に浴せしむるの方法を採らさりしや

右及質問候也

朝鮮事變に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月八日

提出者　川崎　克
贊成者　尾崎行雄　外二十九人

朝鮮事變に關する質問主意書

一曩に朝鮮學生不穩の行動あり今又朝鮮に勃發したる暴動は其の範圍全道に亘り各地聯絡ある內亂的騷擾を釀すに至り其の根底極めて深く波及する所甚大なり是れ朝鮮統治の方針を誤りたるに基因するも政府は何故に斯る重大事を未然に防止する能はさりしや以て公安維持の責任を盡したりと爲す哉

一今回の暴動は其の原因夥多あるも之を誘導したるは一面思想問題に對する曲解と他面宗教的運動に依りて激成せられ又某國人等の煽動等與て力ありたるか如し政府は其の因て來れる所以を明にし思想問題の鮮明、敎育方針の徹底的改善其の他の一切の疑惑を解くを以て焦眉の急務なりと思惟せさるか

一武斷政治の弊害は擧て數ふへからすと雖今回の暴動の如き豫め之を探知し其の原因を芟除する能はさりしは憲兵行政の無能を遺憾なく曝露せるものにして政府は地方公安の維持上是等機關の刷新を企圖するの意思ありや否や

一鮮人文武官任用並待遇の如き從來名實相伴はさるものあり政府は是等鮮人優遇の途を開き是等をして名實相伴ふの制度に據らしめ危懼の憂なからしむるの要ありと思惟す政府の所見奈何

一日鮮人和協一致の機關を特設し相互の理解に資すへき方法に關し政府は何等か方案を有するや否や

右及質問候也

西伯利に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月七日

提出者　加藤定吉
贊成者　高田耘平　外三十一人

西伯利に關する質問主意書

一、政府は昨年八月西伯利に出兵を爲したるも諸外國の意向と彼地の情勢とを審察するに於て用意を缺き且帝國各出征軍の行動一致せす爲に內外の誤解を招き結果目的に副はさるもの多し政府は從來の措置に缺陷を認めて之を改善するの意なきや如何

二、政府は西伯利出征軍を更に減少するの意なきや

三、最近の情報に依れは西伯利の或地點に於て過激派跳梁を逞うし之か掃蕩の任に當れる我か將

小學校教員に給する臨時手當に關する再質問　復權に關する質問　朝鮮事變に關する質問　西伯利に關する質問

卒の損傷多大なりとす政府の過激派に對する觀念如何而して此の種の討伐は將來之を續行するの意志なるや

四、西伯利を援助するの手段は交通機關を整備して物資の輸入を便にし外資に依りて其の富源を開拓するにありと信す政府の之に對する具體的の方策如何

五、西伯利に於て帝國の眞意を遺憾なく露國人に理解せしめむとせは大都市數箇所に於ける新聞紙の發行を必要とし且露國人と永遠の親善提携を策せむとせは學校病院等の設立急務なりと思惟す政府は此等に就て何等考慮する所ありや

右及質問候也

陸海軍兵卒の給與に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月八日

提出者　高田耘平

贊成者　本田恒之　外三十三人

陸海軍兵卒の給與に關する質問主意書

一現役入營中の陸軍兵卒に對する給料少きか爲其の父兄より送金するは現下一般の狀況なるに鑑み目下の臨時手當を恒久的のものとし尚其の上或程度迄增額するの必要ありと認む

一兵卒に對する給與に付海軍と陸軍との間に幾分の差あるは止むを得さるものと認むれとも今日の如く著しき差あるは均衡を失するものと認む

前二項に對する政府の所見如何

右及質問候也

地方税制限に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月一日

提出者　小林嘉平治

贊成者　川崎安之助　外三十人

地方税制限に關する質問主意書

一、地方税制限に關する法律に依り其の制限率を比較するに農民の地方税負擔率は商工業者の負擔率の二倍強にして均衡を得さること最甚し其の制限率の因て來る理由如何

二、曩に政府より提出せる時局の影響に因る地方税制限擴張に關する法律實施後に於ては商工業者に比し農民の負擔愈々過重なるを認む政府は明治四十一年法律第三十七號地方税制限に關する法律に於ける制限率を改むるの意思なきや

右及質問候也

（參照）

税種	負擔者	基本租税	制限税率	擴張率＊	合計
道府縣税	農	田畑山林等の地租	百分の三十二	百分の二十五、六	百分の五十七、六
	商工	營業税	百分の十一	百分の八、八	百分の十九、八
市區町村税	農	田畑山林等の地租	百分の二十一	百分の十二、六	百分の三十三、六
	商工	營業税	百分の十五	百分の九	百分の二十四

＊地方税制限擴張率は基本租税に對する率に換算せり

移民政策に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月二十二日

提出者　土井權大

贊成者　鈴木梅四郎　外三十二人

移民政策に關する質問主意書

一、我か國に於て年々激增しつゝある人口の調節策として海外渡航の奬勵を爲すは刻下の急務なりと思惟す政府の所見果して如何

二、從來政府は移民保護に重きを置き渡航奬勵を等閑に付するの傾向あり其の一二を例示すれは

（い）現行移民法の運用に關し單に移民取扱業を一二の會社のみに獨占せしめたるか爲め全國に渉り海外渡航思想普及せす移民募集に際し常に豫定募集人員に達せさるの奇現象あり

（ろ）更に海外渡航者取扱業に關する制度不完全なり即ち移民取扱業の如きは海運業者又は貿易業者の附帶業務たらしめ夫等に對し相當奬勵の途を開かは自ら移民業の發達を見るに係らす夫等の制度を設けさるのみならす寧其の兼營を禁止するの制度たり固より現行法に依れは移民取扱人は行政廳の許可を得て移民と直接の關係を有する業務を營むことを得と定めたりと雖其の業務の範圍狹隘に失し且移民業を主とし狹隘なる兼營業務を主とするか故に海外投資家をして移民業は一顧に値せさるの事業たりとの念を起さしめ移民取扱業に對する海外投資を躊躇せしむるの現狀たり以上は奬勵を等閑に付するの例とす政府は是等を改むるの意思ありや否や

三、政府は少くとも一府縣に一個の移民取扱業を許可するの意思ありや否や

四、政府は相當の者よりして移民取扱業許可の願出あれは之を許可するの意思ありや否や

內務大臣の言議に對する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月十一日

提出者　小山松壽

贊成者　長島律太郎　外三十人

內務大臣の言議に對する質問主意書

大正八年三月十日（月曜日）貴族院本會に於て衆議院議員選擧法中改正法律案の提案理由說明中に引用したる內務大臣床次竹二郎君の左の陳述は何を根據として爲したるものなるや

貴族院議事速記錄第十六號一六〇頁第一段中

「此修正も其裏面に立入つて玆で申上げますれば修正の結果は政友會の方が有利であるのでござります、政府は左樣に考へます、併ながら此點に付ては、先きに此改正案が新聞に出ました時分に、憲政會側の安達謙藏君選擧に最も通じた人であります、此人が原案に對して非難を加へて居ります、其非難の一箇條の中に不公平の實例として即ち此山梨縣の、今申上げた區が擧げてあります、それに依りますれは「山梨縣の第二區の西山梨、東山梨、北巨摩、中巨摩四郡を一選擧區二名とせるは、此內中巨摩のみを中堅とせる憲政會を打破し、政友會より二名を出ださむとする魂膽なり」云々

想ふに大正八年三月八日（土曜日）衆議院本會議に於て政友會所屬議員武藤金吉君の衆議院議員選擧法中改正法律案の議事中に略同一の事例を引用して演說せり即ち

衆議院議事速記錄第二十一號三二〇頁第三段中

「諸君の中で選擧の事に尤も精通せられて居る所の安達謙藏氏は——不幸にして議席に居られませぬが、安達謙藏君は何と言はれて居る、山梨縣の二區に就て何と語られて居る、諸君、二月二十日の東京朝日新聞の別表原案に對する安達謙藏氏の責任を持つた談話に何と書いてある（「誰が責任を持つたと書いて居る」と呼ぶ者あり）責任を持つたと書いて無くても、苟も政黨の首領が斯の如き——是は二分するのが相當であると云ふことを明かに書いて居るではないか（拍手起る）」云々

依之見之同君の引證を根據と爲したるものなるか然るに東京朝日新聞大正八年二月二十日（木曜日）發行第一萬一千七百三十四號市内版第二面第七段において第一號活字を用ゐ「別表原案に對する非難」と二段抜きの大見出を付け「憲政會側の見解」と割書したる記事中安達謙藏氏の談は「不徹底の私案」と二號活字を以て一段の小見出を附せられたる記事に終り同二面第八段別項の「不公平の實例」と題する二號上字の小見出を附したる記事は同記事の冒頭に記載されたる處に依るも安達謙藏氏の談とは全然別箇の記事たることは明白なり床次內務大臣の貴族院に於て安達謙藏氏の談として引用せられたる文句は武藤氏の演說若は東京朝日新聞を指摘したるものの如し果して然らは同大臣の引用したる陳述は全く誣罔の甚しきものなり

右當日の東京朝日新聞一葉を添付し併せて之か辯明を求む

右及質問候也

公娼制度の存廢に關する第三質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月二十七日

提出者　横山勝太郎

贊成者　島田三郎　外三十人

公娼制度の存廢に關する第三質問主意書

第一　本員は大正八年一月二十一日公娼制度の存廢に關する質問主意書を提出し其の主意を辯明したるも政府の答辯要領を得さるを以て更に同年一月三十一日再ひ質問主意書を提出し去二月二十五日の本會議場に於て再質問の主意を辯明したるに同日政府は單に「去一月二十一日質問第一現下の公娼制度並其の實狀は國法に牴觸するものと認めす第二及第四前回答辯に依り其の要を盡せりと認む第五賣笑行爲に付ては法令に依り相當取締を實行しつつあり」との答辯書を提出したるに止まり政府か依然として質問の要點に觸れたる答辯を爲ささるは本員の深く遺憾とする所なり抑本員の質問の主たる點は憲法第

二十二條に依れは「日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス」とあり我か國民は法律を以てするに非すむは其居住及移轉に關し何等制限を受くるものに非さること炳として明なり然るに公娼に關する現行取締法規を案するに明治三十三年内務省令第四十四號には「娼妓ハ廳府縣令ノ以テ指定シタル地域外ニ住居スルコトヲ得ス、娼妓ハ法令ノ規定若ハ官廳ノ命令ニ依リ又ハ警察官廳ニ出頭スルカ爲外出スル場合ノ外警察官ノ許可ナクシテ外出スルコトヲ得ス」と規定し一片の行政命令を以て前掲憲法の保障したる日本臣民の居住及移轉を制限するは違憲の甚しきものなり然るに政府は何等國法に牴觸するものと認めすと答辯せり其の根據は何邊に在りや更に詳細に答辯せられむことを望む

第二　所謂自由廢業は法令の認むる所なると同時に當該官憲も亦之を聽許する場合ありと雖其の多くは自由廢業を爲さむとするものある場合に於て債務の辨濟を強要し連借人に對する強制執行を爲すことを以て威嚇し其の他詐稱誘導以て意思弱き娼妓をして遂に廢業を斷念し更に醜業を繼續するの餘儀なきに至らしむるもの決して鮮少ならす娼妓の營業廢業共に本人の自由意思を尊重せさるへからさるは勿論の事に屬す政府は此の悲慘なる可憐の實狀を如何にして救濟せむとする乎從來官憲の此の點に關する取締は國民の滿足する能はさる所なり政府の意見如何

第三　頃者傳ふる所に依れは警視廳に所謂私娼撲滅の到底不可能なるを悟り之を公許するの方針なることを聲明せりと謂ひ、又最近傳ふる所に依れは内務省當局は現今の遊廓制度を以て非現代的なりとし散娼の制度に變改せむとすと云ひ又藝妓に對し所謂二枚鑑札を交付して賣笑行爲を公認せむとすと稱せらる之れ果して事實なりや

右及質問候也

朝鮮統治に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月八日

提出者　山道襄一

賛成者　小山松壽　外二十九人

朝鮮統治に關する質問主意書

朝鮮統治の方針は産業及制度の改善を主とするか又は新附國民の同化作用に重きを置くか思ふに今回の鮮人騷擾事件の如き唯形式の整備に努め人民統治の根底に觸れさるの結果によらすむは非す政府は其の善後策を奈何にせむとする乎然れとも産業及制度の改善は國民幸福の增進乃至鮮人同化作用の完成を期する手段に外ならすとせは

一、排日思想の養成所たるか如き耶蘇教徒の設立に係る學校に鮮人青少年子女を教育せしむる事なく善良なる國民教育を施す爲義務教育制度を採用するの意志なき乎若其の意志なしとすれは其の理由奈何

二、鮮人を日本人と分離して各別の學校に於て教育することは政治的にも社會的にも面白からさる感情誘發するものなり故に日鮮人を親和せしむる爲從來の制度を改め合一教育を施すの意志なき乎

三、朝鮮に於ける耶蘇教徒の設立せる學校は朝鮮統治の方針と相反する教育を施すもの多し例令は宣川の明信學校、定州の五三學校、安州の安興學校、平壤の大同學校等の如きは修身作文讀譯歷史等の各學科に於て總て韓國獨立思想の鼓吹に努め而も運動會に於ては父兄其の他の群衆を集めて「大韓國獨立萬歲」の綴字競技をなさしめ剩へ韓國獨立の歌なるものを作製して之を高唱せしむる等危險思想の養成挑發至らさるなきこと茲に十年之れ實に今回の騷擾の原因たり前驅たり政府は之に對し取締を爲せることありや又之に關し外交上執りたる經過及結果奈何

四、今回朝鮮人か北米合衆國議會其の他に民族自決朝鮮獨立の請願を爲したりと聞く其の結果奈何又之に對し政府の執りたる手段及經過奈何

五、鮮人に日本語を習得せしめ普及せしめされは同化作用上將又經濟上政治上障害多し然るに日本人にして官署に奉職せむとするものに朝鮮語の試驗を施すか如き制令を設くるは統治作用上の矛盾撞着あるを表現するものなり政府は斯る制令を廢するのみならす官用語は總て日本語を以て統一するの意志なき乎

六、日本人移民の多少と其の地方排日思想の强弱とは比例すること各地實情の證明する所なり依て東洋拓殖會社の移民其の他一般人移住を獎勵し單に移民の標準を熟練なる農工商人とせすして優勝なる日本人を移住せしめ鮮人の實業教育國民教育に資するのみならす能力思想感情言語の統一增進を圖り併合の目的を完成するに努むるの意志なき乎

七、警察行政に代ふるに變則なる憲兵制度を採用せるは一時已む能はさる事態に依りしならむも果して如何なる時期迄此の制度を持續せむとする乎之れ民心に影響するのみならす朝鮮財政の獨立と關係する所大なるを以て政府の所見を求む

右及質問候也

○川崎克君　議長。

○議長（大岡育造君）　一寸御待ち下さい、答辯書は皆な速記錄に載せますから御覽を願ひます、是より會議を開きます――川崎君何ですか。

○川崎克君　本員の朝鮮事變に關する質問の答辯書に對して、意見を申述べたいと思ひますから、適當な機會に於て其時機を與へられんことを希望いたします。

○議長（大岡育造君）　了承致しました、諸問の箇條があります、第三部選出豫算委員山田珠一君より常任委員辭任の申出があります、許可して御異議はありませぬか。

「異議なし」と呼ふ者あり

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ之を許可いたします、第三部の諸君は速に補闕選擧を行ひ屆出あらんことを望みます、東京市青山墓地移轉問題の件、並墓地及埋葬取締規則第二條に關する質問――齋藤紀一君。

二　東京市青山墓地移轉問題の件並墓地埋葬取締規則第二條に關する質問（齋藤紀一君提出）

東京市青山墓地移轉問題の件並墓地及埋葬取締規則第二條に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月二十二日

提出者　齋藤紀一

賛成者　小林源藏　外三十七人

東京市青山墓地移轉問題の件並墓地及埋葬取締規則第二條に關する質問主意書

青山墓地の現狀を視るに東京市中麻布區赤坂區の中心に存在し今や其の周圍は人家稠密にして墓地との距離纔に二三間に過きす其の甚しきに至りては軒先に死體を埋るの現象を呈せり如斯は人道問題として講究せさるを得す加之此の死體中には恐るへき傳染病則ち肺結核、腸窒扶斯、實布垤利亞其の他種々の傳染病黴菌を有せり斯の如く危險極まる死體を帝都たる市の中心に埋葬するか如きは衞生上看過すへからさるのみならす東京市の體面を汚すと同時に日本帝國の一大恥辱と謂はさるを得す然るに市當局者は今猶放任して是を移轉せさるは如何なる理由あるや了解に苦しむ故に之を監督する内務大臣の責任として其の所見を質し且太政官布告墓地及埋葬取締規則第二條に關し疑義の點あり依て其の說明を求む

右及質問候也

○八田宗吉君　馬匹奬勵に關する建議案の委員會を開きたいと思ひます、御許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○八田宗吉君　委員諸君は第四委員室に御集りを願ひます。

「齋藤紀一君登壇」

「拍手起る」

○齋藤紀一君　私は東京市青山墓地移轉問題の件、並に太政官布告墓地及埋葬取締規則第二條に關し、内務大臣に質問致すのであります、第一現今青山墓地の狀況を見るに、麻布區及赤坂區の中心に存在致しまして今や其周圍は人家稠密を極め、隨て民家と此墓地の距離は甚だ近接しまして、僅に二三間に過ぎないのです、甚しきに至りましては、此人間の屍體を人の軒先に葬るが如き今日の狀況に立至りましたのです、此屍體中には恐るべき所の傳染病、即ち腸窒扶斯、肺結核、或は實扶的里、其他種々の傳染病黴菌を有する所の屍體を、人家稠密なる所の、而も人の目の前に葬るが如き事は、衞生上由々しき問題として攻究せざるを得ないと信じます、一例を擧げますれば、此傳染病程恐るべきものは無いのですが、目下我日本で猖獗を極め、貴重なる身體を害ひつゝあります所の西班牙「インフルエンザ」此傳染病の如きも、本を糺せば僅に西班牙の一小部分に止つてあ

る、然るに其黴菌が南洋方面に蔓延し、或は歐米其他世界各國に至つて、之が爲めに貴重なる人身を殺しつゝあります、それ故に……

〔議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く〕

○齋藤紀一君　青山墓地の如き人家稠密の中心に、傳染病屍體を葬るが如きは、一朝不幸にして一人に傳播する時には、東京、否な日本全國、或は今日の如き世界一般に蔓延せぬと云ふことは、理學上及學問上から言つても想像せらるゝ有樣であります、加之此青山墓地は地位は甚だ高い、其周圍に住する所の民宅と云ふものは低いのです、それ故に人間の屍體を埋むるときには、腐敗するに從ひ、其汚物は自然と彼等が日々飲用する所の、井水に浸入する事は少しも疑はないのです、而已ならず屍體が腐敗するに從つて蒸汽となり、瓦斯となり、此空氣に混同すると云ふ事も、理學上少しも疑ないと信じます、斯の如き衛生上から言ひますれば、危險極まる所の傳染病で斃れた屍體、並に衛生を害する所の飲料水、或は空氣を溷濁するやうな有樣は、東京市理事者が何等攻究もせず、而も我が日本帝都の人家稠密なる所の中心に傳染病を葬る如きは、最も危險にして、最も有害なる恐るべき所の現象と思ひます、何故に東京市當局者が、今日の如き文明を標榜するにも拘らず放任して居るか、洵に吾々が國民として了解に苦しむ次第であります、又之を監督する所の內務大臣の責任として、何等東京市に此衛生上、或は傳染病豫防法としても、亦或は市の體面としても放任して顧みざると云ふことは、內務大臣の無責任ぢやないかと思ふ、それ故に私が質問する所は、內務大臣は速に此青山墓地に恐るべき傳染病を埋葬せざることを、市理事者に命令するや否や、進んで速に青山墓地を郊外に移轉することを命令するや否や、內務大臣の所見を質問する次第であります、第二に青山墓地は畏多くも青山御所に甚だ接近して居る、其距離僅に二三町に過ぎないのです、然るに其御所の附近に恐るべき所の傳染病の屍體を持運び、それを埋葬するが如きは、吾々は國民として大に恐懼に堪へないのである、然るに市當局者は、是等の事を何等も鑑みず、畏多い所の皇室に對する所の敬意を拂はずして、今尚ほ恐るべき傳染病を其附近に持つて來ると云ふことは、是亦實に了解に苦しむ次第であります、內務大臣が監督する所の東京市が、斯の如き由由しき大事を放任して置くと云ふことは、甚だ以て吾々は、內務大臣の市政に對するの誠意無きのみならず、皇室に對しても畏多い事ぢやないかと思ふ、それ故に此青山墓地と云ふものは、どうしても移轉すべきものと云ふことは（「彈劾演說ですな」と呼ふ者あり）輿論として一般に今日攻究しつゝある場合であります、當局大臣が此皇室に對するの所感、並に其意見は現在の儘にて置くや否や、其點を質問する次第であります、第三、今や我が帝國は自から文明を標榜し、殊に五大強國の班に列し然るに我が日本帝國の帝都たる東京の大市の中心に、傳染病に斃れた屍體を葬り、或は此恐るべき事を顧みずして今日の狀態は何事でありますか、吾々は是亦大に文明國として執るべからざる事と信じます、顧みるに文明國の此墓地を移轉した實例を今述べまする、英國の倫敦に於ては今を去ること殆ど六十四年前、即ち西曆千八百五十五年に、倫敦市より市外數哩の處へ移轉したのであります、又獨逸伯林も今を去ること四十七年前、即ち西曆千八百七十二年に於て、市外に墓地を移轉しましたのです、又佛國の巴里に於ても、今を去ること四十五年前、西曆千八百七十四年に、市外に墓地を移轉しましたのです、其他文明諸國の大部を見るに、何れの市と雖も、市の中心に墓地を有して居る處と云ふものはありませぬ、然るに何ぞや、我日本東京はまだ其墓地も移轉せずして傳染病まで其墓地に置くと云ふが如きは實に恐るべき現象として、吾々が國民として憂へざるを得ないのであります、內務大臣に於ては、此外國に對しても、此大都市の中心に傳染者病死んだ所の屍體を埋め、又放任して置くが如きは、甚だ以て我日本の體面を汚すものぢやないかと思ひます、否な東京の恥辱――日本帝國の恥辱であらうと思ひます、又東京市の體面としても斯の如き事は甚だ以て吾々が憂へる所であります、而已ならず此外國が大都市から墓地を移轉したと云ふことは。如何なる理由であるかと云ふと、五六箇條の理由がある、第一には此市にさう云ふ墓地を置くと云ふことは、衛生上甚だ宜しくない、第二には市の發展上、大都市の中心に墓地を置くと云ふことは弊害である、第三には人道上憐むべき所の同胞を人家稠密の中に埋むると云ふことは宜しくない、第四には都市計畫として市の中心に墓地は置くものぢやない、それから第五には墓地を市の中心に置くと云ふことは、市の美觀を害する、美觀を保たんが爲めに移したのである、それから第六には市の體面上大都市となつては、市の中心に墓地を置くべきものぢやないと云ふ、體面を保つが故に移したるのである、第七には經濟上、繁華なる所の一坪何千圓と云ふやうな、地の高い處に置くべきものぢやないと云ふ、此七箇條の理由を以て、何れの文明國も既に數十年の昔、墓地と云ふものは市外に移轉されたのであります（「ひや／＼」「煽動してはいかぬ」と呼ぶ者あり）斯の如き狀態に就て、內務大臣は如何なる感想を持つて居るか、此墓地は移すべき者なりや否や、內務大臣の所見を御尋申したい、第四、墓地を現在の儘に青山に置くと云ふことは人道上及教育上不適當なる事を聊か質問致します、苟も東京市の中心に在る所の青山墓地の今日の狀態を見ますと云ふと、牆壁が無い、それ故に悲しむべき所の埋葬狀態、並に其埋めた有樣を見ますと云ふと、吾々同胞が非常な悲哀を感ずるのです、殊に人家の軒先僅に二三間を離れて人を埋むるが如きは、人道上甚た以て許すべからさるものとして外國では論じて居る、我か當局大臣は如何なる感想を持つて居るか、それから次には青山墓地は、それに接近しまして赤坂區青山小學校と云ふ學校がある、而已ならず其周圍に牆壁が無いが爲めに、其周圍に住する所の兒童は、悉く朝となく夕となく此埋葬の狀態、並に悲しむべき有樣を見ると云ふことは、教育上甚だ是も國民として放任すべきものでないと私は信じます、內務大臣は此點に於て、青山墓地を速に移轉するや否や、此御意見を御尋したいのであります、それから第五、明治四十四年青山墓地と云ふものは東京市の中心に置くべきものでないと云ふことは、市民一般の輿論であつた、此際に臨んで赤坂區及麻布區は率先しまして、此墓地を移すべきものであると攻究した結果、兩區會が之を議案として研究し、茲に議論の結果、今日の狀態ではどうしても移すべきものであると云ふことは、赤坂區並に麻布區が滿場一致を以て可決したのです、其議案を提出案と致しまして、市當局に提出してある、是は明治四十四年である、然るに今日に至るまで東京市理事者は、何等此提出案に對して處分も爲さず、之を議案としたと云ふことも聞かぬ、斯の如き衛生上並に人道上に關し、及教育上其他豫防上に於ても、今日等閑にして置くべからざる墓地を、建議してあるにも拘らず、市理事者は、今尚ほ現在の儘にして何等攻究もしないと云ふのは、吾々市民として大に憂へて居るのであります、內務大臣は此點に就て、速に市理事者に命じまして、此墓地を移轉せしむるや否や、質問致す次第であります、それから終りに臨みまして、太政官布告墓地及埋葬取締規則第二條、此規則の文面を見まするに、墓地を新設するには國道、縣道、鐵道、大川に沿はず、人家を隔つること六十間以上にして、土地高燥、飲料水に障りなき地を撰ぶべしと云ふ規則の法文があります、吾々は之を了解するに甚だ苦む、何となれば例へば內務省は、所謂國道、縣道、鐵道、大川に沿はず、人家を隔つること六十間以上ある場合は、果して墓地として許可するものと信じますが、其許可した後に於て、地主が墓地に接近して自分の住宅を造るとか、或は別莊家宅を造りし場合、並に飲料水とする所の井戸を掘つた場合さう云ふ時に至つては、政府は如何なる處分をするか、此規則に依りますと牴觸するやうに思はれますが、此點に就ては吾々は了解に苦しみますから、是亦內務大臣に御尋申して、見解を下して戴きたい、或は吾々が想像するに、新しく墓地を設くるときに於ては、墓地は境界より六十間以內にして居るものであるや否や、此點に就て解釋を願ひます、もう一つは國道、縣道並に鐵道は、墓地に沿はずと云ふことがありますが、成程許可する時に於てさう云ふ縣道、鐵道或は國道は無いとしましても、其許可した後に於て、此墓地に沿ふて縣道、國道、鐵道を敷く場合は、如何なる方法を以て此規則を實行するや否や、了解に苦しむ次第であります、此五箇條、並に墓地及埋葬取締規則第二條に關しまして、御說明を願ふ次第であります。

〔拍手起る〕

○副議長（濱田國松君）　川崎克君の要求に係る、質疑の發言を許可致します。

朝鮮事變に關する質問（川崎克君提出）

○小林源藏君　鐵道統一に關する建議案の委員會を開きたいと思ひますから、御許を願ひます。

○副議長（濱田國松君）　許可致します。

○大口喜六君　阿片法の委員會を開きたいと思ひますから、御許可を願ひます。

○副議長（濱田國松君）　許可致します。

○秋田寅之介君　決算の第三分科會を開きたうございます、御許可を願ひます。

○副議長（濱田國松君）　許可致します。

〔川崎克君登壇〕

〔拍手起る〕

○川崎克君　本月八日、本員は朝鮮事變に關する質問趣意書を提出致して置きました、之に對して一昨日答辯書を得たのでありまするが、其答辯書は、私の質問の要點に觸れて居ないので、之に對して更に質疑を致したいのであります、大體今回の此事變は我が帝國の爲めに甚だ悲むべき不祥の事でありまして、此問題を如何に處理すべきかと云ふことは、政黨政派の問題でなく、日本國民として、能く研究を遂げなければならぬ問題であると斯樣に思ふのであります、一言にして之を言へば、日本帝國の殖民能力に關する問題でありまして、吾々は未だ曾て此殖民政治の上に、斯の如き經驗を嘗めたることのない國民として、之れを愼重に研究すべき問題であると思ふのであります、此の度の騷動の起りましたる原因は、種々傳へられて居りまするけれども、要するに朝鮮人が時代の潮流である所の、民族自決の聲に共鳴して、似て非なる所の民族自決を唱へて、而して斯る輕擧妄動に出でたと云ふことに對しては、寧ろ鮮人の其の輕擧妄動を戒め、且つ其暴動に對しては吾々將來に向つて、大なる戒告を加へなければならぬ事であると信ずるのである、此場合に此由つて來つたる所の原因を明にし、又將來に對する所の政府の處置を政府自ら言明をすると云ふことは、此場合に最も機宜を得たる處置であると思ふのであります、是は本員の說明前に當て、政府自ら此事態を機會あらば報告すべき性質のものであつたと思ふのである、一體此騷動の起りました三月朔日の午後二時恰も一齊に暴徒が蜂起致したと云ふことは特に注意すべき事柄であると思ふのであります、其範圍は京畿、平安南北兩道を中心として、各道に亘れる所の都會地に、同一時期に同一の行動が現れたと云ふことは、如何に彼等が最初から謀合せた、注意深き計畫に依て成立つたものであるかと云ふことを證明するのである、一體一月の末に李太王殿下の薨去の事ありまするや、種々なる風說を傳へて之を動機として、天道敎の如きは鮮人を迷はすべき色々の浮說を傳へたことが其一因として、他面には浦鹽及滿洲方面に移住して居りまする、常に日本人に對して快からぬ感じを持つて居る所の鮮人等が同じく之に共鳴し、又在學して居りまする日本の留學生中にも、民族自決の聲に共鳴して、誤れる斯る考を以て、此計畫が企てらたと云ふことは、明かな事實である、而して其間の關係は約四十四五日、五十日に亘つて居るかと思はれるのでありますが、此間に於て政府は何等之を知らなかつた、總督府は之を豫知し得なかつた此迂濶と怠慢とは、吾々は總督府に對して責めなければならぬ點であつて、總督府は之に對する明確なる言明を與へなければならぬと思ふのである、元來此騷動が起つて、諭告文と云ふものを總督府が發したのは、本月の朔日の午後八時官報を以て之を知らしめたのでありまするけれども、其時は既に其午前一時か二時の間に於て、此騷動が行はれて居るのであります、然るに後の祭に等しいやうな諭告文を與へて居る、是は其當時の新聞から見たならば、丁度本月の六日七日頃まで新聞記事の禁載せられて居りました爲めに、或は騷動なかりしものと云ふやうな狀態に在つたのでありませうけれども、今日から考へると、朔日の正午に起つた所の騷動を、朔日の午後八時諭告文を發して置いて、之に對する警戒を加へて居ると云ふが如きは、何たる迂濶であるか是れ一に總督府の搜査機關にして、十分其責を負はなければならぬと思ふのである、一體今日の總督府が憲兵を使用致しまして、行政の衝に當らせて居りまする結果、此搜査の十分ならざることを致して居ると云ふことも、今回の騷動を未然に防ぐことの出來なかつた大なる原因であると思ふ、一體憲兵制度なるものは寺內伯爵の總督時代よりの遺物でありまして、武官に偏重政策を朝鮮の政治に用ゐて、上は總督より下は一憲兵に至るまで、聯絡ある所の惟命惟從主義に依つて政治を行はんとし、地方官は一憲兵に對しても之を左右する所の權能を有せしむる如き政治を施いたと云ふことが、今日斯る禍根を生じたる所の大原因であると云ふのである（「ひや／＼」と呼ふ者あり拍手起る）而して憲兵は單に憲兵警察事務に當るだけでないのであつて、其範圍は廣汎である、行政事務に容喙すべき權能を有つて居りまする爲めに、地方の道長官並に府尹等と、常に其權限の上に於て衝突を生ずべきことは明かであつて、斯る制度を現在置いて居ると云ふ國は、殖民經營を爲して居る所の何れの國に於ても見ないのである、武官を以て此殖民地を經營する所の政策を執つて居る國と云ふものは、今日は殆ど其影を見ない、東洋に於て僅に膠州灣の一角に、獨逸が軍人を以て之を施いた制度はありましたけれども、日獨戰爭の結果、獨逸の唯一の膠州灣に在つた武官制度は撤廢せられ今英吉利の如きは、五十四箇國の殖民地を有して居りますけれども、單に「ジブラルタル」海峽の一角に其武斷政治を留めて居る、是は已むを得ない、海軍をして其衝に當らしめなければならぬ必要上、留めて居るのでありまするけれども、各國の殖民地殆ど此例を倣ふものは無いに拘らず、日本獨り――唯々獨り此武斷政治に依つて居る、朝鮮のみならず、臺灣の如き、關東州の如き、武人に非ずんば政治を治むる權能無しと云ふが如き惡例を作つて居る、而して彼等の爲す所を見れば、今日斯の如き事態を釀して居るのであつて武人は內地に於て其權力を利用するの時代は段々薄くなつて、殖民地に根を張つて僅に彼處に餘命を保たんとして居るのでありますが此餘命を保たんとして居る所の武人の一角は、此機會に於て根柢より苅取り、而して眞に意義ある所の文人政治を殖民地に成立たせなければならぬと云ふことは、是は立憲內閣を以て任ずる所の、原內閣の重大なる使命ではあるまいかと思ふのである、此意味に於て現內閣は、此際總督政治、武人を廢し、同時に憲兵制度の改革を加へると云ふことに對して、如何なる考を持つて居るか、是が私が質問致したい第一點である、第二に今回の事件の根本問題とも謂ふべき此同化政策に關する問題であります、朝鮮を治むる上に於て、どうしても同化政策を執らなければならぬと云ふことは、是は朝野殆ど一致して居る點である、總督府は果して如何なる同化政策を朝鮮に用ゐたか、過日も委員會に於て此點に就て政府委員の說明を求めたのでありますが、吾々の調査致した範圍、想像致した範圍以上に出でなかつた、唯々學校敎育のみに依つて同化政策をやつて居ると云ふの外何物をも有して居ない、其の學校敎育に依つて果して同化政策が行はれたるや否や、考へたならば此總督府の同化政策の手段を裏切るべき所の事實が現れて居るのである、今回の暴動の中心となつて働いたる所の人々は如何なる人であるかと云つたならば天道敎が中心になつて居りますけれども、主として働いた人間は學生である、而も普通學校の學生、宗敎學校の生徒、是等が中心になつたのであつて總督府が同化政策を行ひ得たりと稱する學生が之に加はつたと云ふに至つては、明に同化政策の失敗を證明するに、是以上のものは無からうと思ふのであります、斯る事に依つて、同化政策は出來るものではない、成程總督府の云ふが如く、同化政策と云ふやうな地味な問題は、二年三年五年の日月を以てしては、到底困難であると云ふ所の言葉は、吾々も強て無理の無い議論と聽くのである、併ながら同化政策を行ふには、必ずしも學校敎育に依ると云ふ事は不可能である、其他種々なる機關が無ければならぬ、其機關に就ては何等手を著けて居らぬのである、此同化政策と共に私の甚だ奇怪に堪へない問題は、吾吾は此朝鮮人に對して、日韓併合と同時に、新しき國民として朝鮮人を迎へて居るのである、古き歷史を忘れ、古き關係を忘れ、新附の民として、日本の國民として、文明國人の間に伍して、其待遇を受けるべき資格ある者として、吾々は迎へて居るのである、同化政策も斯樣な意味に於て打立てられなければならぬと思ふのであるが、焉ぞ知らん、普通學校の敎科書の中に用ゐてある物の中には、祖先崇拜を敎へて居るのである、其敎科用書の中に書かれたる文字を見るに、祖先を尊敬し、祖先の名譽を傷けぬと云ふやうな文字が書かれて居る、祖先の名を傷けざらんと欲すれば、如何にしたならば宜いのであるか、朝鮮人以外の宗敎關係者は是等を採つて以て、排日を鼓吹するの材料とするに至つては、危險此れより甚しいものは無いと思ふのであります、吾々は此日韓併合に依つて、第一一大紀元を置かなければならぬ事は、　明治天皇を中心として、　明治天皇が此日韓併合の爲に下された詔勅並に非常に良き待遇の下に、舊韓國皇帝、其皇族關係者一同を過せられて、今まで朝鮮人は李朝の虐政の下に在つた者が日本國民として公平なる司直の府に於て裁判せらることが出來、又産業の上に於ては非常な利益を受け、鐵道を架けられ、港灣は修築せられ、斯の如く物質的に精神的に種々なる利益を受けたのでありますからして、之を一つの紀元として新しい民となつたと云ふ自覺を、朝鮮人に與へなければならぬに拘らす、古き歷史に憧憬れると云ふことを敎へると云

ふ事は、甚だ拙劣の同化政策であると謂はなければならぬ、總督府は是等に對して、如何なる考を持つて居るのであるか、此教科書は自體斯の如き重大なるものは、文部大臣の許可を受け又文部省の相當に審議すべき性質のものであると思ふのでありますけれども、從來の總督府は、斯る大切なる教科書を編むに當つても總督府獨斷で以て之に爲し來たつたと云ふ事蹟があるのであつて、吾吾が此問題を調査するに當つて調べた所が、文部省は之に與り知らなかつたのである、斯る事に依つて朝鮮人の教育と云ふものは、武人萬能の教育を施いて居つた結果は此にまで及んで居ると云ふ事を證明して居るのであります、此同化政策の根本である學校教育の、更に根本思想と謂ふべき其問題に就て、現在の教科書を如何に改竄すべきか、此事に就て總督府の辯明を求めたいのである、第二に此同化政策を行ふに就て最も必要なる事は思想界の中心を握ると云ふ事である、然るに朝鮮に於ける思想界と云へば、先づ宗教、教會斯るものを數へなければならぬのでありまするが、今日の朝鮮は、殆ど思想界の中心は外國人に支配せられて居る、殊に多いのは亞米利加人でありまして京畿及平安南北兩道に亘つては、殆ど三百人の亞米利加人が居る、朝鮮全道に亘つては六百人の亞米利加人が居る、是等の宣教師は朝鮮の舊慣を能く守つて、さうして鮮語に熟達して、而も朝鮮人と共居を同じくして、成べく同化に努めると云ふ方針を執り來つて居るのである、其結果としては、朝鮮人は外國人に懷いて、同化せざらんとするも能はないやうな狀況になつて居るに拘らず、是等の事に對しては何等の手を著けないで、全く外國人をして自由自儘に思想界を占領せしめて居ると云ふ事は、大なる失態と謂はなければならぬ、外國人の朝鮮人の思想に與へて居る、其思想の程度の深いことは、深く思想の內面に喰入つて居ることに至つては、實に驚くべきものがあるのである、然るに此點に就て之に對抗的の方法を何等講じて居ない、而して學校教育の之に依つて同化を行はんとするも得べけんやである、殊に今回の騷動の裏面には外國の宣教師が其關係を有して居ると云ふ事に傳へられて居る、果して外國人が其の關係を有して居るか否かは知らないが、有して居るものであるならば、其材料を摘發して、宜しく之を矯正しなければならぬ、其實情を明に爰に披瀝せられんことを希望するのであつて、吾々の見る所に依れば今回の騷動の中心は、京畿、平安南北兩道に亘つて居つて、而も其處には外國宣教師が最も多く居を占めて居ると云ふことから見て、外國宣教師の思想が此問題の中心になつて居ると云ふことを證據立てられて居るやうな感じがするのである、此點に就て政府は如何なる調査をして居るのであるか、又調査をした結果は、如何なる結果を見たのであるかと云ふことを、公開せられんことを希望するのである、同化政策の第三點としては、移民を獎勵すると云ふことに待たなければならぬことは、言ふを俟たぬのである、此の移民獎勵に對しても、日韓倂合後十年になりますけれども、總督府は年々二萬人宛移民をしたと云ふことである、併ながら日本人は僅に三十三萬人しか居らぬのである、朝鮮の人口千六百萬人に對して、僅に三十三萬人を以て、如何に同化政策を實行せらるゝのであるか、唯一の移民會社とも云はるべきところの東洋拓殖會社は、弊害百出、殆と收拾すべからさるものになつて、移民の上に於ては大なる失敗を爲したのである、其他に於て如何なる計畫を立てたのであるか、移民に就て政府の立てた所の方針を伺つて見たいのであります、次に此騷動の原因と見るべきものの中の注意を喚起する問題は、朝鮮會計の獨立である、此朝鮮會計の獨立と云ふことは、成程表面に於ては獨立したるが如き形に現れて居ります、併ながら似て非なる獨立であつて、朝鮮の會計は決して獨立致して居らぬ、朝鮮人は、大正八年から朝鮮は自立自營を爲したるものゝ如く思つて居るけれども、又當局は、朝鮮は自立自營を爲すに至つたものなりと吹聽して居りますが、決して自立自營は致して居りませぬ、現在此獨立會計になつたものとするならば、憲兵の費用の如き二百五十萬圓の多額の支出を致して居る、憲兵は單に警備に任じて居るのみでなく、行政の關係を持つて居るものであるから、どうしても是は朝鮮會計の中から支出すべき性質のものであるに拘らず、憲兵の費用の二百五十萬圓は、日本の國庫から支辨して居るではないか、大正八年度の豫算の上に之を支辨して居るではないか、而して似て非なる會計の獨立を唱へて、彼等朝鮮人をして會計の獨立せる如く思はしめる事は、全く誤れるの甚しきものと謂はなければならぬ、又本年の朝鮮の會計に增稅を行ひたるが如き、他に增稅を行ふ途は幾らもあつたと思ふのである、然るに僅に三百六萬圓の增稅を行はんとして、朝鮮人千六百萬の國民全體に利害關係を持つ酒煙草の增稅を行ふて、其中から割出したるものは僅に百八十七萬に過ぎない、此少額の金を得る爲に、朝鮮人千六百萬全體の上に係るやうな增稅を行つたと云ふことは、大なる失態と謂はなければならぬ、斯くして朝鮮人は、段々稅金を重く取られるものであるかの如き感じを懷かしめると云ふことは、總督府政治の失態と謂はなければならぬのであります、又更に此文官任用に關する問題の如き、元來政府は日韓合倂の當時に於て、朝鮮人を成べく使用するの考を持つて居つたのである、今尙ほ其考を持つて居るものなりと吾々は理解致して居る、然るに僅かな事に之を更迭せしめて、朝鮮人をして危惧の念を深からしむるやうな事をして居るのである、最初道長官は殆ど朝鮮人であつた、然るに今日は如何かと云ふと、日本人が八人で朝鮮人が五人になつて居る、是だけ朝鮮人が少なくなつて、日本人が喰込んで居る、又道書記の如きは日本人三百三十五人あつて、而して朝鮮人は僅に百五人である、郡守の如きは全部朝鮮人であつたものが昨年度と其以前と二十三人も日本人を入れて居る、何の必要もない事である、斯る事は日本の希望ではなくして、日本政府は決して斯る希望を持つて居らぬと思ふ、然るに斯る枝葉末節の問題であるけれども、段々今まで朝鮮人の有した地位を日本人が奪ふと云ふやうな感じを、彼等に持たしむると云ふ如き方針を執ると云ふことは、總督政治の大失態と謂はなければならぬ、殊に日本に留學する朝鮮人は、前途何等かの途を開いて之を任用する方法を執るのが適當であつて、斯る者に前途失望の念を懷かしむると云ふことは、非常なる弊害を其間に生じ來るのである、以上擧ぐる所に依つても總督政治の失態が今回の暴動と大なる關係を有する事は明かであります、一體朝鮮の獨立を爲すと云ふが如き事は、今度の戰爭に依つても明に證明せられて居るのであつて、白耳義の如き立派なる國と雖も、其財力に於ても、文明の程度に於ても、立派なる國と雖も、一國として存在して行くのには非常な犧牲を拂はなければならぬ、而して其國防を充實して行くことの困難である朝鮮の如き國が、獨立をして海陸軍の軍備を充實しなければならぬと云ふ事になると、年に一億圓以上の金を支出するも及ばぬのである、而して澤山な人を不生產的に使用しなければならぬ、斯ることを朝鮮人が考へると云ふことは、誤れるも甚しきものであつて、斯る事を根本的に理解せしむるやうに努むると云ふことは、其衝に在る者の當に努めなければならぬ事であるに拘はらず、是等に就ては何等の方法も執らぬのである、殊に恐るべきは滿蒙に在る朝鮮人、又滿鐵沿線に在る所の朝鮮人である、滿鐵沿線に在る朝鮮人は其數百萬を越えて居る、而して是等は日本に好き考を持つて居ないのである、滿鐵沿線に關係する所の方面に向つては、病院を開くなり、教會を造るなり、何等か彼等人心をして同化慰安せしむるの方法を執らなければならぬに拘らず、是等に就ても何等の決策が無いのである、將來政府が是等の問題を如何にするのであるか、此言明を聽きたいのでありまするが第一總督更迭に關する問題、又憲兵制度廢止に關する問題は、總理大臣若くは內務大臣に非ざれば、答辯が出來ない問題であると思ひますから、度支部長官及之に關して拓殖局總裁の答辯は、私から回避致します。

○副議長（濱田國松君）　質問第三、東京帝國大學醫科大學內に精神病學教室及病室新設に關する質問——山根正次君。

三　東京帝國大學醫科大學內に精神病學教室及病室新設に關する質問（山根正次君提出）

東京帝國大學醫科大學內に精神病學教室及病室新設に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年二月二十七日

提出者　山根正次

贊成者　大林森次郎　外二十九名

東京帝國大學醫科大學內に精神病學教室及病室新設に關する質問主意書

目下東京帝國大學醫科大學內に所屬の完全なる精神病學教室及病室を缺くか如し當局は速に之を設置するの企圖ありや

右及質問候也

〔山根正次君登壇〕

〔拍手起る〕

○山根正次君　東京醫科大學は、從來專屬の精神病學教室及病室を有せず、假りに巣鴨病院を借り、其構內に講堂を設け、學生に辛くも臨床講義及學術的研究を爲さしめて居るのであります、然るに東京府は、豐多摩郡松澤村に新に精神病院を建築して、巣鴨病院は本年七月を以て、全部之に移轉する事に決定して居ります、隨て東京醫科大學は、今後精神病學教授の機關を缺くに至ります、蓋し新精神病院所在地なる松澤村は、醫科大學より遠隔のことでございまして、其往復に三時間餘の貴重なる授業時間を浪費しなければなりませぬ、今や內務省の提出に係る精神病院法は、當議會の協贊を經、近く法令に依り、各府縣に新に精神病院の公設せられんとするの時に當りまして、專門醫養成の爲めに精神病學の完全なる教授講習は、醫學教育上一層切實なる必要を感ずるのみならず、該法令の指示する所に從ひて、精神病者の監護治療の實績を舉げん爲めには、斯學の發達を期するが爲め、其完全なる研究機關をも亦缺くべからざるものと信じます、然るに全國の先驅たるべき東京醫科大學に於て、目今精神病學の教授並に研究機關を全く缺如することは、文教の不備なりと云ふよりも寧ろ國家の必要なる施設を忽諸に附するもので、洵に遺憾に堪へませぬ、當局は巣鴨病院の移轉に伴ひ、近き將來に於て東京醫科大學が、其所屬精神病學教病室を失ふに至るべきを如何と見るのであるか、又此缺點を如何なる新施設を以て塡補せんとするか、又精神病院法の實施と共に、必然其必要を感ずべき專門醫の養成、並に斯學將來の研究上の進步を、如何なる機關設備を利用して企畫せんとするか、是れ本員が此質問を發するの理由であります、現に獨逸國の如きに至つては、各醫科大學に皆な教室を備へて居る、病室も亦同じく其上に精神病院が、公立私立共に四百四十二もあるのでありまするのに、日本に於て今日病院を拵へる法律が出來たが、其醫者が無い、それを拵へる所の醫科大學は、最も古いのに拘らず之を缺いて居る、是はどう云ふのであるか、どう云ふ鹽梅にして、其補塡をせんとするのであるかと云ふことを御尋ねしたいのであります（拍手する者あり）

○副議長（濱田國松君）　質問第五、同仁會に關する質問――秋山金也君、

五　同仁會に關する質問（秋山金也君提出）

同仁會に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月一日

提出者　秋山金也

贊成者　土谷全次

外二十八人

同仁會に關する質問主意書

一　同仁會の經營せる北京日華同仁醫院は規模狹小にして我か同仁醫院として內外に對し甚貧弱の感あり政府は同會を督勵して之を擴張せしむるの意思なきや

二　同仁會は大正七年度より三箇年間每年十萬圓宛國庫補助を受け第二期計畫として漢口、濟南、南京と順次醫院を建築する豫定なるも同會は之を實行し得る見込ありや否や疑なきを得す之に對する政府の所見如何

三　同仁會は第二期第三期と豫定計畫通醫院を建築すると假定するも此等各醫院の經常費を支辨し得るの實力ありや否や疑なきを得す政府の所見如何

四　同仁會は大正七年度より同十六年度に亘り莫大の寄附金を募集する豫定なるか各府縣に於て大正七年度に寄附金何程を募集せしか政府は之を調査せしことありや如何

右及質問候也

〔秋山金也君登壇〕

〔拍手起る〕

○秋山金也君　同仁會の趣旨は、諸君も御承知でございませうが、詰り我國の進步したる所の醫術を彼の四億の支那國民に施し、彼をして衞生狀態を改善せしめ、尙ほ彼の病苦を救濟しまして、さうして我一視同仁たる所の精神を、我國民が彼の國民に向つてから、徹底的に了解せしめやうと云ふ所の精神であるのであります、それで其我國民の精神を彼に十分に了解せしめましてからに、彼の國民が詰まり我國民の意思の在る所を了解しましたならば、彼と我と相共に此東洋の富源を開發して、東洋の富强を圖りまして、さうして東洋の平和をして永遠に鞏固ならしめんとする目的を以て、さうして此同仁會の精神は起つたものであります、是等の事に就きましては、所謂會長大隈侯が常に此趣旨を日本全國の國民に指導して、さうして宣傳して居られる所であります、然るに――それ故に吾々も亦大に此趣旨を贊成しまして、第四十議會に於て、多額の補助費を之に與ふる事に贊成を致したのであります、今や歐洲の戰亂も既に終結に近つきまして、此所謂國民的外交の最も振興を圖らなければならぬ、大切な時期であることを考へて居るのであります、然れば此同仁會は、此際に向つて十分に活動をして、支那各方面に向つて、我國民の詰まり彼の國民に對する所の精神を徹底的に了解せしむるに就ては、十分の活動と十分の設備とをすると云ふことが、最も必要であらうと云ふ考であるのであります、所謂此國民的外交の機關としては、最も適切なる所の機關であらうと自分は考へるのであります、然るに此機關が私が昨年支那、臺灣、朝鮮等を步きまして見ますのに、其期待に反して其設備が實に見るべきものが無いのであります、吾々は此同仁會が既に支那方面に向つては十分に其趣旨を伸ばして十分なる活動を爲し居ると云ふ事を期待して居つたのでありますが、彼の地方に往つて視察しまするると云ふと、支那方面に於ては南部の方にも北部の方も更に此同仁會と云ふものゝ働が吾々の目に觸れないのである、唯々北京に於て一の北京日華同仁醫院と云ふ醫院が一つあるのみでありますが、此醫院がどんなに立派にして、どんなに廣大なるもので、支那四億の國民が此同仁醫院に期待して、我國民が支那國民に對して、所謂國民的外交をなすと云ふ其精神に適合して、彼の國民が信賴するかどうかと云ふ事を考へて見まするると云ふと、此病院は實に貧弱にして殆ど我國の一開業醫の病院としても、尙ほより以上に盛大なるものがあるのであります、唯々外形の貧弱なる、內容の不設備なる、實に吾々醫業者として之を見まするときには、一驚を喫する次第であるので、勿論目下建築中であると云ふ新築の病院も見ましたけれども、其新築の病院も洵に貧弱なるもので、是が出來上つても到底吾々の期待に合することは出來ないと云ふことを認めて參つたのであります、同仁會は御承知の通り、二十年以上此事業に就て盡力して居られるのであるから、斯く支那の內地に向つては、相當に其威力が伸びて居ると思ふのでありますが、二十年以上掛つた病院として實に驚入つたる次第であります、それで詰まり外に今支那に出來る病院はどんな病院が出來るかと聞きますと云ふと、亞米利加の「ロックフェラー」と云ふ基金團の病院が、其日本の同仁病院の隣りに立派な病院が出來るのであります、所謂醫學校病院を併合して、二百萬圓からの金を「ロックフェラー」が之に投じて、其中の一部分の金を以て、立派な病院を造ると云ふことであります、さうしますと、其病院が出來ますと、日本病院と隣合つて居りますから是の對照がどう云ふものであるか、日本人としては其立派な亞米利加の病院の脇に、一私立病院にも及ばぬやうな病院があつたとすれば、日本國民の所謂國民外交として意を注いだ病院としては、實に憂慮に堪へない次第であります、それでありますからして、此同仁會なるものは、實に國民外交の指導者として、必要缺くべからざるものと云ふことを自分は考へて居ります、之をして日本國民として恥ぢざる所の立派なる病院にどうかしてしたいと云ふのが、自分の希望でありますが、それに付ては、政府が之に向つて、今後同仁會を督勵して、吾々國民の期待をして滿足せしむるやうに發達せしむるか否やと云ふのが、質問の第一であるのであります、それから第二には四十議會に於て、吾々が每年十萬圓づゝ、三箇年間三十萬圓の補助を與ふることに致したのでありますが、其當時同仁會が今後發展しやうと云ふ計畫を見ますと、第二期の計畫として漢口に病院を造り、又濟南に病院を造り、南京に醫院を造ると云ふことであります、それに向つて年々十萬圓づゝ寄附をして、其他の後との不足は、會員の寄附金を以て之に充つると云ふ計畫であるのであります、所が同仁會の今日の狀態を見ますと云ふと、十萬圓の寄附を得て、其他の費用、即ち漢口の建築費として二十二萬圓、其中十萬圓であると後と十二萬圓が必要である、是が大正七年度八年度に掛ける所の事業でありますが、此十二萬圓の寄附が同仁會の力で、今日の遣方で得られるか否かゞ問題であるのであります、で自分は此寄附が得られるか否かに付て、大正六年度大正七年度の同仁會の寄附の狀況を見ますと云ふと、大正六年度には十三萬二千六百三十一圓と云ふ寄附金を募集して居ります、併ながら是は現金ではない、其中で現金としては九萬一千八百八十七圓と云ふ現金を得て居るのであります、唯々一班を申しますと、斯う云ふ狀態であります、然るに此募集に對してどの位の費用が掛つて居るかと云ふと、大正六年度は四萬二百十二圓六十一錢と云ふ募集費

が掛つて居ります、さうすると云ふと其の募集費を引きますと云ふと、現金で受けたものは概算にしまして五六萬圓しか殘らぬのであります、其の外に同仁會の費用も要りますから、之を以て十二萬以上の支辨を爲すと云ふことは、不可能のことゝ思ふのであります、勿論其の當時の同仁會の計畫を見ますと云ふと、寄附金の募集の豫定が、大正七年度から大正十六年度の間に、六百萬圓の寄附金を募集しやうと云ふことがあつて、六百萬圓を十箇年と云ふと、一箇年六十萬圓であります、然るに大正七年度の募集はどの位かと云ふと十一萬八百五十七圓しか無い、六十萬圓も募集しなければ足らぬものが十一萬圓しか無くてさうして募集費がどの位かと云ふと、大正七年度の募集費はまだ分らぬと云ふので知りませぬけれども、併ながら今までの募集費の割合を以て見ると、募集金の三割は募集費に使つて居るやうであります、それでは、到底六十萬圓の十分の一も出來ないのでありますから、此の同仁會の計畫は到底實行が出來るものでないと自分は思ふのであります、それ故に案の如く大正八年の二月に、第二期の計畫を變更して參つたのであります、同仁會が其計畫を變更する所の理由は、どう云ふ理由であるかと云ふと、物價の騰貴と、銀價の相場の變調の爲めに、所謂前の大正七年度に計畫しました所の計畫に增額をしなければならぬ、已むを得ざる事情が出來て來たと云ふことであります、それでそれに依りますと云ふと、今後大正九年度から尙ほ一箇年三十萬圓づゝ、三箇年間に九十萬圓の寄附を願ひたいと云ふ計畫をして居るのであります、此改正の計畫を見ますと云ふと、大正八年、九年、十年、十一年の四箇年、此四箇年間に漢口に先程申した醫院、それから上海に醫院を一つ設けたいと云ふのであります、其外に所謂同仁病院――所謂北京の日華同仁病院に對して研究室を作り、或は學校を設けて、教育をしたいと云ふことの希望があるのであります、大正八年度から四箇年間に要する所の費用はどの位であるかと云ふと、國庫の補助が九十萬圓、會員の寄附が百六十八萬圓と云ふものが無ければ、此大正八年二月の計畫の遂行が出來ないのであります、さうしますると此百六十八萬圓の寄附を一箇年に割當てると云ふと、四十二萬圓であります、此計畫も亦前の計畫の如く、今日の同仁會の寄附の募集の遣り方、寄附の狀況を以ては、迚も此計畫を遂行することは出來ないのである、假りに四十二萬圓の募集をしやうと思ひますれば、之に三割の募集費を掛けますると五十六萬圓と云ふ一箇年に寄附を募集しなければ出來ないのである、此位の寄附は、國民が所謂國民外交として十分なる理解を致しますれば、自分としては容易に出來るものだと思ひまするが、併し今日の狀態、今日の同仁會の遣り方で、各府縣に向つて他はどうか知れませぬが、私の縣で丁度生命保險の募集員のやうなものを派遣して、各戶に就てどうか募集に應じて吳れと云ふことをやつて居るやうでは、到底此同仁會の趣旨を國民に愬へて、國民の外交と云ふことの目的を達することは、不可能だらうと自分は思ふのであります、それですからして、どうしても募集方法の目的を變へなければならぬと思ふのである、それ故に自分の第二の質問としては、此第二の計畫の遂行が出來るかどうかと云ふことを質すのであります、第三には若し豫定通り病院が出來ました所が、此費用です、此經常費と云ふものをば、どう云ふ風にして支辨するのであるかと云ふことを御尋ねしたのであります、それから第三には、大正七年にどの位の募集が出來たかと云ふことをば、當局に於て御調になつて居るか否やと云ふことを質問したのでありますが、唯今申します通りの狀態でありましては、到底此同仁會の目的たる所謂國民外交と云ふ事と、それから正義人道と云ふ、此道に就て、十分の目的を達することは不可能に思ふのでありまするが、併ながら大隈會長が此際十分の奮勵をなさいまして、さうして此國民外交と云ふ大切な事と、それからもう一つは正義人道と云ふ所の道に向つて彼の大隈內閣の時の總選擧に御盡しになつた如く、各府縣に會長自ら御出になつて、さうして十分に此國民外交の必要なる事等を十分に御吹聽になれば、此六百萬位の十年の寄附金抔は、易々たるものであると自分は考へるのであります、どうか會長に御奮發あらんことをば、自分は此席に於て御願致して置くのであります。

○副議長(濱田國松君) 質問第六、宗教法制定に關する質問――田中善立君。

六 宗教法制定に關する質問(田中善立君提出)

宗教法制定に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月五日

提出者 田中善立

賛成者 高田耘平 外三十二人

宗教法制定に關する質問主意書

憲法政治布かれて三十年を閱みするにも拘らす宗教法未た制定せられす國家の宗教に對する根本方針確立せさるは宗教行政上幾多の支障を來し民心教化に不良の影響を及ほすのみならす實に法治國としての體面に關すと信す政府の所見如何

一聞く所に依れは前內閣に於て宗教法制定の必要を認め今期議會に提案の準備を急き居りしも現內閣に至り提案を延期せりと果して事實ならは延期の理由如何

一宗教法の制定は關係する所頗る重大にして愼重の調査を要するか故に學制改正に於ける臨時教育調査會の如く內閣に宗教制度調査會を設置し專門學者、兩院議員、宗教關係の代表者(管長等に非す實際上の執務者並宗教役員等に非さる一般社會に於ける佛教と關係ある有權者)を以て調査研究するの必要を認めさるか

一前內閣は宗教に對して干涉方針を採りたるに反し現內閣は不干涉放任主義を採れりとて監督下に在る宗教界は適從する所に迷ひつゝあり(主務大臣の更迭に依りて宗教監督の根本方針に動搖を來たすは其の半面に於て宗教法の制定せられさるに職由すと謂ふへし)現政府の宗教監督の方針如何

一中橋文相は宗教法制定に關し歐米の宗教制度を知るの要ありとし近く視察員を派遣するの計畫ありと聞く歐米の制度を參酌するは固より必要なれとも我か國の宗教には自ら特有の歷史沿革組織其の他各般の事情を異にするか故に我か宗教制度は外國制度の模倣飜譯を許さす須らく獨創的見地を以て我か國に於ける宗教の實狀に適應する制度を樹つるを要す政府の所信如何又外國の宗教制度の如きは政府に於て既に調査を遂け居る筈なり未た調査し居らすとせは政府の怠慢に非すや

右及質問候也

〔田中善立君登壇〕

〔拍手起る〕

○田中善立君 本員の質問は、宗教法制定に關する事柄でありますから、順序として宗教と國家との關係を國民思想に就て一言申述べます、凡そ國家の[illegible]や、其原因繁多にして、教育、國防、交通、[illegible]の充實すると否とに、多大の關係を有すること[illegible]でありまするが、其最も重且大きなる原因は國民の思想が堅實なりや否やに在つて存することは、古今東西の史實に依つて明かであります、而して其國民の思想を最も能く堅實ならしむるのには、どうしても此宗教の力に俟たなければならぬのである、是亦古今東西の偉人傑士等の言行に依つて明彰顯著たるものであります、凡そ人心には智情意の三大作用がございまして、智慧は教育に依つて開發訓練が出來まするけれども、情と意思の作用は、到底教育の力のみを以て、能く之を訓練し、矯正することは出來ぬのであります、情が一度猛烈に働かんか、其狀恰も大風起て天日爲めに暗く、狂瀾怒濤船を弄ぶが如き狀態になりまして、如何に智力が磨かれてありましても、猛烈なる情が一度働きますれば、其光を失つて以て、意思の働は、恰も狂瀾怒濤の間に於ける小船の如き、哀なる狀態になつてしまふのであります、故に古今隨分立派な人にして、思はざる犯罪を犯す者の尠らざることは、即ち之が爲めであるのである、之を眞宗に開祖見眞大師は斯う云ふ事を言つて居ります、情の働に就て、愛憎違順することは高峰岳山に異らず、實に是は評し得て妙なる言と思ふのであります、人が愛し、憎み、違ひ、順ふと云ふ其情の働と云ふものは、大山の峻嶮なるが如く、忽ちにして愛し、忽ちにして憎み、忽ちにして違ひ、順ふ、實に恐るべき働を持つて居るのであります、故に此情の作用を牽制し、抑壓し、矯正せんとするに付ては、どうしても此人間以上の絕對無限の力に依らなければならぬのであります、然れば我は怪力亂神を語らずと表に宗教を排斥しましたる孔子、聖人すらも、矢張彼れ自らの精神修養は、天命教の力に依つて、我は其修養を得たりと云ふ告白をして居るのであります、即ち論語の季氏第十六篇を御覽になれば分る「君子有三畏畏天命畏大人畏聖人之言」と言つて居る、彼の天命は決して今日天文學者の言ふが如き、物質的の天體に非ずして、形而上の所謂神佛と云ふ如き權威を有する所の天命論である、之に依つて彼も其君子の道を誤らずに、末代に教を遺し

たのである、して見れば吾々凡人は、如何にしても所謂天或は神佛の偉大なる力に信頼するに非ずんば到底十分の精神修養を爲すことは出來ぬのである、然るに遺憾なることには、我が明治維新當時の志士仁人に、宗教と云ふものは愚人の信ずべきものである、吾々如き賢明なる志士仁人には、全く無用の長物である、否な害物である、斯う云ふ考を以つて、千幾百年の間我が國民思想の基礎を成し、美術、文學、風俗、習慣の訓練となつて居りました所の佛教を、一擧にして破滅せんと企てたのである、所謂廢佛毀釋論は是である、彼等政權を執るや、先づ神佛分離令と云ふものを出しまして、寺を毀ち、其財產を沒收し、佛前に神體を安置せしめて、鳥や魚を供へしめて僧侶に柏手を打たせると云ふやうな亂暴の事をせしめたのである、彼等は其當時全國の寺院より、朱印黑印の地を沒收したる其面積と云ふものは實に莫大なるものである、其總面積より年々收穫する所の利益は、約四百萬圓あると云ふことでありまず、之を年五分の複利にすれば驚くべき總額になつて、十億萬に五十年後の今日になつて居るやうな次第であります、若し此半分は一割でも之を元に戾して、社會國家の爲めに働かしめたならば、餘程の貢獻をするであらうと思ふが、實に殘念な次第である、併ながら彼等も到底廢佛毀釋と云ふことは、言ふべくして行はれぬと悟りましたが爲めに、明治十七年に至つて初めて太政官第十九號を發布致しまして、それに依つて佛教並に神道の管長の制度を規定致しました、併ながら今日より之を見ますれば、實に不完全極まるものでありまして今日寺を打毀たんとすれば、一知事の任意で容易に出來得るのである、又一宗を存亡せしむると云ふことも、文部大臣の一片の通告に依つて出來得ると云ふやうな、不安な狀態に佛教各宗は在るのであります、今日は申すまでもなく世界戰爭の後、思想問題は各國を通じて最も重大なる問題である、其思想に最も密接にして重大なる關係を有する所の此の宗教に對して、既に憲法發布されて三十年の今日、我國に一定の方針が立つて居らぬと云ふことは、法制上の一大缺點である、如何にしても最早今日は、此儘に打捨てゝ置くことは出來ぬのであります、故に私は當然次の質問を政府當局に試むる次第であります、第一には前內閣は既に從來の調査方針に基いて、晩いとも此議會に宗教法案を提出すると云ふ、準備に就いて居つたと云ふことを聞いて居りますが、何故に現內閣は尙ほ之を延期したのであるか、是が第一の質問であります、第二に若し此延期の理由が事頗る重大である、關係する所が廣汎であるが故に、尙ほ愼重に調査する必要があると云ふ理由であるならば、第二に伺はんとするのは、恰も敎育制度改正の爲めに、臨時教育調查會が設けられました如く、より以上重大なる此宗教制度問題に就ては、臨時調査會を設けられまして專門學者、兩院議員、及各宗教關係の代表者を集めて、以て調査會を開く意思あるや否や、是が第二の質問の點であります、第三は前內閣までは隨分各宗教に對して、殊に佛教に對して、色々踏込んで世話をされましたが、現內閣になりましては、全く放任主義を執つて居られるやうであります、之が爲めに各宗教關係者に於きましては、非常に迷つて居るのである、要するに是は一定の方針が著いて居らぬから、斯の如き狀態になるのでありますが、縱し宗教法制定は他日に延ばすと致しました所が、現今宗教に對する監督の方針は、どこまでも無干涉主義放任主義であるか、或る程度まで色々世話をすると云ふ考であるか、是が第三點であります、第四には聞く所に依りますと、現當局に於かれましては、更に歐米の宗教制度を知る必要があつて、視察員を派遣すると云ふことでありますが、是は成程必要な事には相違ない、併ながら歐米の制度は、大概是まで調查が出來て居る筈である、更に進んでそれをやるゝ暇に、我國の特別の歷史沿革組織等、宗教の從來の歷史組織等に就て、一層十分に調査されてはどうであるか、而して之に對しては、決して歐米の摸倣翻譯に非ずして、獨創的見地を以て、十分我國の宗教の實情に適するやうな制度を立てる御意見があるや否や、要するに此點に就て、政府當局より懇切丁寧に御答辯あらんことを希望する次第であります。

○副議長（濱田國松君） 質問第七、第八は、共に政府の答辯書が參つて居りますから、此儘日程に移ります、日程第一、度量衡法中改正法律案、政府提出貴族院送付の第一讀會を開きます。

第一 度量衡法中改正法律案（政府提出貴族院送付） 第一讀會

度量衡法中改正法律案

右政府提出案本院に於て修正議決せり依て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月十五日 貴族院議長公爵德川家達

衆議院議長大岡育造殿

（行間空なきもの及――は貴族院修正）

度量衡法中左ノ通改正ス

第四條ノ二 度量衡ニ基キテ定ムル溫度、密度、壓力、工率其ノ他ノ狀態及能率ノ計量ノ單位ニシテ度量衡又ハ度量衡及度量衡ニ非サル他ノ單位ニ依リテ定ムルモノニ關シ。
關シ。テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條中「販賣シ若ハ販賣ノ爲所持シ又ハ取引上若ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得ス」ヲ「之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス」ニ改ム

第八條ノ二 度量衡器ニ非サルモノ及前條各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

第八條ノ三 度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ表記正味量カ實量ヲ超過スルモノハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

商品ノ度量衡ニ依ル量目ノ表記ハ正味量ノ表記ニ非サルコト明ナル場合ヲ除クノ外之ヲ度量衡ニ依ル正味量ノ表記ト看做ス

第九條中「使用ノ制限」ノ下ニ「並度量衡ノ計量ノ取締」ヲ加フ

第十條中「度量衡器取締」ヲ「度量衡器ノ取締又ハ度量衡ノ計量ノ取締」ニ改ム

第十一條ノ二 當該官吏ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ表記正味量カ實量ヲ超過スルモノノ表記ヲ更正シ又ハ消去シ其ノ他取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十三條中「第八條」ノ下ニ「、第八條ノ二又ハ第八條ノ三第一項」ヲ加フ

第十六條及第十七條中「又ハ業務上」ヲ「、業務上」ニ改メ「度量衡器ヲ使用スル者」ノ下ニ「又ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ヲ販賣スル者」ヲ加フ

第十九條ノ二 第六條乃至第八條ノ二、第九條乃至第十一條及第十二條乃至前條ハ勅令ヲ以テ定ムル計量器ニ之ヲ準用ス

第二十條中「度量衡器」ヲ「度量衡」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔副議長濱田國松君退席議長大岡育造君復席〕

〔政府委員岡本英太郎君登壇〕

○政府委員（岡本英太郎君） 近來我國に於きまして學術並に產業の顯著なる發達に伴ひまして、壓力計、寒暖計、比重計等の所謂計量器の使用せらるゝものが、著しく增加するに至りましたけれども、是が檢定取締に關しましては、今日何等の規定でございませぬ爲めに、不正確なるものが甚だ多く、一般の不便不利が少くないのであります、仍て計量器の中で主要なるものに就ては、度量衡器と同樣に、政府に於て檢定取締を行ひ、以て是が正確を期すること極めて緊要と考へて居るのであります、又長年度量衡法實施の結果は、不正確なる度量衡器の使用が年々減少するに至りましたのは、寔に喜ぶべき現象でございますけれども、度量衡に依りまして取引せらるゝ商品に致しまして、其の量目を包裝等に表記致して居るに拘らず、實際の量目の不正確なるものが漸く多きを加へまして、殆ど常習的の傾向を呈するものもございます、斯の如き弊風は一般取引上の信用及公益を害するは勿論、殊に海外輸出品の販路にも影響を致すこと尠からざるが故に、此正確を期する爲めに必要なる規定を出しまして、取締を致したい考でございます、其他現行法の不備を補ふ爲めに、度量衡法中改正を爲すの必要を認めましたのであります、是が本案を提出致しました所以でございます、御審議の上に、御協贊下さることを望みます次第であります尙ほ本案中數箇條に亙りまして、貴族院で修正がございました、其の修正は何れも法文の意義を明確ならしめるのが趣旨でございますから、政府に於きましては同意を表しました次第でございます右御諒承あらんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 日程第二、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第二 右議案の審査を付託すべき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無いと認めます、仍て本案は議長指名、九名の委員に付託することに決しました。

○岩崎勳君　議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち玆に政府提出大正四年法律第十六號中改正法律案の第一讀會を開き、政府の説明を求め且つ之を審議し、引續き右議案の審査を付託すへき委員の選擧を行はれんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　日程變更に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ日程は變更せられました、大正四年法律第十六號中改正法律案の第一讀會を開きます。

大正四年法律第十六號中改正法律案（政府提出）　第一讀會

大正四年法律第十六號中左ノ通改正ス

「二千四百萬圓」ヲ「五千四百萬圓」ニ改ム

○議長（大岡育造君）　大藏次官。

〔政府委員神野勝之助君登壇〕

○政府委員（神野勝之助君）　大正三四年戰役以後の戰役に從事致しましたる、陸海軍部隊が此度歸還して參る分がございます、其功績ある人々に對しまして、成べく速に論功行賞を行つて、相當の恩賞に浴せしめると云ふことが至當と認めまして、大正四年法律第十六號に、大正三年臨時事件に關する論功行賞の爲めに、公債を發行する制限額の三千萬圓を増加致しまして、公債の發行限度を高めたいと云ふのが本案の趣意でございます、何卒御審議の上、御協贊あらんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　委員選擧を議題と致します、右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數は九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ動議の如く決します、日程第三、醫師法中改正法律案の第一讀會を開きます、説明者東武君。

第三　醫師法中改正法律案（福井三郎君外七名提出）　第一讀會

醫師法中左ノ通改正ス

第十三條第三項但書及第四項ヲ削ル

〔東武君登壇〕

〔拍手起る〕

○東武君　本案は醫師法中に於きまして、限地醫の區域を撤廢したいと云ふ法案であります、此法案に就きましては、從來共多少の反對はあるのでありますが、併し毎年當議院に提出されて通過致し、又各派とも共通の提出になつて居ります、時代の趨勢に鑑みまして、限地醫の制度を撤廢すると云ふことは科學に對する權威を害するの鑑みならず、時代の趨勢に伴はないと云ふ反對論もあるのでありますが、それで自由競爭と云ふものが行はれて居るのでありますから、下手な醫師に貴重な人命を託すると云ふやうなことをする、今日は國民でありませぬ、又舊くよりして此限地醫と云ふものは、祖先以來一つの傳習的定見を持つて居ります、それが爲めに近來の科學から見ますると云ふと、正式に學問はして居らぬが、之には亦非常に有利なる治療方法もあるのであります、近來漢法學抔が段々復興して參ります、或は草根木皮を以て醫術の用に供して居ると云ふやうな事も段々發見されて居る、して見ると云ふと、必しも此漢方醫と云ふものが、時代の趨勢に伴はない、國家に害が有ると斷定することはない筈でありますから、寧ろ是等の者を或る地點を限つて、足も手も束縛して、さうして自由競爭を許さぬと云ふやうな危險な今日は時代ではないと考へる、現在の限地醫は恰も手も足も束縛して置いて競爭をやらさうと云ふことで、是れは國家として洵に悲慘な遣方であると考へますから、全國二百名許りの限地醫と云ふ者があるのでありますが、是等の地域を撤廢して自由競爭をさせて、自由に營業をさせて呉れと云ふ趣意に外ならぬのであります、各派から多數の贊成者に依つて、毎年當院を通過して居る案でありますから、願くは御贊成あつて通過せられんことを、切に希望する次第であります（拍手）

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議か無ければ動議の如く決します、日程第四乃至第七の議案は、同種關聯せる議案にして、且つ提出者同一人なるに付き、一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ一括議題と致します、植原悦二郎君。

第四　市制中改正法律案（大口喜六君外五名提出）　第一讀會

市制中左ノ通改正ス

第九條第一項ヲ左ノ如ク改ム

帝國臣民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム年齡二十年以上ノ男子六月以來市ノ住民トナリ其市ノ負擔ヲ分任スルトキハ其ノ市公民トス但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者、禁治産者、準禁治産者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

同條第二項中「二年」ヲ「六月」ニ改ム

第十三條第三項中「、人口五十萬ヲ超ユル市ニ於テハ人口二十萬」ヲ削ル

第十四條第二項乃至第五項ヲ削ル

第十五條　削除

第十六條第一項中「二級又ハ三級選擧ノ爲ノミニ付亦同シ」ヲ削ル

同條第四項ヲ左ノ如ク改ム

選擧人ハ住所ニ依リ所屬ノ選擧區ヲ定ム

同條第五項ヲ削ル

第十七條中「二級又ハ三級選擧ノ爲ノミニ付亦同シ」ヲ削ル

第十八條第四項ヲ左ノ如ク改ム

父子兄弟タル緣故アル者ハ同時ニ市會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス其ノ同時ニ選擧セラレタルトキハ得票ノ數ニ依リ其ノ多キ者一人ヲ當選者トシ同數ナルトキ又ハ選擧區ヲ異ニシテ選擧セラレタルトキハ年長者ヲ當選者トス同年月日ナルトキハ抽籤ニ依リ市長之ヲ定ム其ノ時ヲ異ニシテ選擧セラレタルトキハ後ニ選擧セラレタル者議員タルコトヲ得ス

同條第五項ヲ左ノ如ク改ム

議員ト爲リタル後前項ノ[illegible]ヲ生シタル場合ニ於テハ年少者其ノ職ヲ失フ同年月日ナルトキハ抽籤ニ依リ市長之ヲ定ム

第十九條第二項中「第一」ヲ削ル

同條第三項中「毎級各別ニ」及「及等級」ヲ削ル

第二十條第一項ヲ左ノ如ク改ム

市會議員中闕員ヲ生シタルトキ及市會議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲議員ノ選擧ヲ要スルトキハ三月以内ニ之ヲ行フヘシ

同條第三項中「等級及」ヲ削ル

第二十一條第一項中「選擧期日前六十日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ」ヲ「毎年九月十五日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ十月十五日迄ニ」ニ改ム

同條第三項中「選擧期日前四十日ヲ期トシ其ノ日ヨリ七日間」ヲ「毎年十二月二十日ヨリ十五日間」ニ改ム

同條第七項中「其ノ確定期日前ニ」ヲ「直ニ」ニ改ム

同條第八項ヲ左ノ如ク改ム

選擧人名簿ハ十二月十五日ヲ以テ確定期限トシ確定簿ハ次年ノ十二月十四日迄之ヲ据置クヘシ

同條第九項ヲ左ノ如ク改ム

第三條又ハ第四條ノ處分アリタル場合ニ於ケル名簿ノ分合ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

同條第十三項及第十六項ヲ削ル

第二十二條第一項中「各級ヨリ」及「等級及」ヲ削ル

同條第三項ヲ削ル

第二十五條第五項中但シ書ヲ削ル

第二十七條　削除

第二十八條第二項ヲ削ル

第三十條第一項中「各級ニ於テ」及「各級ノ」ヲ削リ「七分ノ一」ヲ「五分ノ一」ニ改ム

同條第二項中「年齡同シキトキ」ヲ「同年月日ナルトキ」ニ改ム

第三十二條第三項中「數級又ハ」及「最終ニ」ヲ削ル

第四十條第二項ヲ削ル

第五十五條第一項中「年齡同シキトキ」ヲ「同年月日ナルトキ」ニ改ム

第六十五條第四項中「市會議員ノ任期ニ依ル」ヲ「二年トス」ニ改ム

第百四十六條第三項ヲ削ル

附　則

本法ハ大正八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五　町村制中改正法律案（大口喜六君外五名提出）　第一讀會

町村制中左ノ通改正ス

第七條第一項ヲ左ノ如ク改ム

帝國臣民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム年齢二十年以上ノ男子六月以來町村ノ住民ト爲リ其ノ町村ノ負擔ヲ分任スルトキハ其ノ町村公民トス但シ貧困の爲公費の救助を受ケタル後二年ヲ經サル者禁治產者、準禁治產者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

同條第二項中「二年」ヲ「六月」ニ改ム

第十二條第二項乃至第五項ヲ削ル

第十三條　削除

第十四條中「二級選擧ノ爲ノミニ付亦同シ」ヲ削ル

第十五條第四項ヲ左ノ如ク改ム

父子兄弟タル緣故アル者ハ同時ニ町村會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス其ノ同時ニ選擧セラレタルトキハ得票ノ數ニ依リ其ノ多キ者一人ヲ當選者トシ同數ナルトキハ年長者ヲ當選者トス同年月日ナルトキハ抽籤ニ依リ町村長之ヲ定ム其ノ時ヲ異ニシテ選擧セラレタルトキハ後ニ選擧セラレタル者議員タルコトヲ得ス

同條第五項ヲ左ノ如ク改ム

議員ト爲リタル後前項ノ緣故ヲ生シタル場合ニ於テハ年少者其ノ職ヲ失フ同年月日ナルトキハ抽籤ニ依リ町村長之ヲ定ム

第十六條第二項中「第一」ヲ削ル

同條第三項中「每級各別ニ」及「解任ヲ要スル等級」ヲ削ル

第七條第一項ヲ左ノ如ク改ム

町村會議員中闕員ヲ生シタルトキ及町村會議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲議員ノ選擧ヲ要スルトキハ三月以内ニ之ヲ行フヘシ

同條第三項ヲ削ル

第十八條第一項中「選擧期日前六十日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ」ヲ「每年九月十五日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ十月十五日迄ニ」ニ改ム

同條第二項中「選擧期日前四十日ヲ期トシ其ノ日ヨリ七日間」ヲ「每年十月二十日ヨリ十五日間」ニ改ム

同條第六項中「其ノ確定期日前ニ」ヲ「直ニ」ニ改ム

同條第七項ヲ左ノ如ク改ム

選擧人名簿ハ十二月十五日ヲ以テ確定期限トシ確定名簿ハ次年ノ十二月十四日迄之ヲ据置クヘシ

同條第八項ヲ左ノ如ク改ム

第三條ノ處分アリタル場合ニ於ケル名簿ノ分合ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

同條第十二項及第十五項ヲ削ル

第十九條第一項中「各級ヨリ」及「等級及」ヲ削ル

同條第三項ヲ削ル

第二十二條第五項中但シ書ヲ削ル

第二十四條　削除

第二十五條第二項ヲ削ル

第二十七條第一項中「各級ニ於テ」及「各級ノ」ヲ削リ「七分ノ一」ヲ「五分ノ一」ニ改ム

同條第二項中「年齡同シキトキ」ヲ「同年月日ナルトキ」ニ改ム

第二十九條第三項ヲ削ル

同條第五項中「第三項ノ場合ニ於テ何レノ當選ニ應スヘキカヲ申立テサルトキハ總テ之ヲ辭シタルモノト看做ス」ヲ削ル

第三十一條第二項ヲ左ノ如ク改ム

第二十九條第二項ノ期間ヲ經過シタルトキ、同條第五項ノ申立アリタルトキハ町村長ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ郡長ニ報告スヘシ

第三十七條第二項ヲ削ル

第五十一條第一項中「年齡同シキトキ」ヲ「同年月日ナルトキ」ニ改ム

附　則

本法ハ大正八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六　府縣制中改正法律案（大口喜六君外五名提出）　第一讀會

府縣制中左ノ通改正ス

第六條第一項ヲ左ノ如ク改ム

府縣内ノ市町村公民ニシテ市町村會議員ノ選擧權ヲ有スル者ハ其ノ府縣ノ府縣會議員ノ選擧權並被選擧權ヲ有ス

同條第二項第三項及第五項ヲ削ル

第九條　府縣會議員ノ選擧ニ要スル選擧人名簿ハ其ノ市町村ノ市町村會議員ノ選擧人名簿ヲ以テ之ニ充ツ

第十條　削除

第十一條　削除

第十二條　選擧人名簿ニ登錄セラレサル者ハ選擧ニ參與スルコトヲ得ス但シ選擧人名簿ニ登錄セラルヘキ確定裁決書又ハ判決書ヲ所持シ選擧ノ當日選擧會場ニ到ル者ハ此ノ限ニ在ラス

選擧人名簿ニ登錄セラレタル者選擧權ヲ有セサルトキハ選擧ニ參與スルコトヲ得ス但シ名簿ハ之ヲ修正スル限ニ在ラス

第十八條第三項中「選擧人名簿」ノ下ニ「又ハ其ノ謄本」ヲ加フ

第二十九條第一項中「七分ノ一」ヲ「五分ノ一」ニ改ム

同條第二項中「年齡同シキトキ」ヲ「同年月日ナルトキ」ニ改ム

第三十二條第二項中「年齡同シキトキ」ヲ「同年月日ナルトキ」ニ改ム

第四十八條第二項中「年齡同シキトキ」ヲ「同年月日ナルトキ」ニ改ム

第五十條第二項中「每年一回」ヲ「每會計年度一回」ニ改ム

第五十五條第一項中「年齡同シキトキ」ヲ「同年月日ナルトキ」ニ改ム

第六十六條第四項中「年齡同シキトキ」ヲ「同年月日ナルトキ」ニ改ム

同條第五項中「每年」ヲ「二年每」ニ改ム

附　則

此ノ法律ハ大正八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

此ノ法律施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七　郡制中改正法律案（大口喜六君外五名提出）　第一讀會

郡制中左ノ通改正ス

第六條第一項ヲ左ノ如ク改ム

郡內ノ町村公民ニシテ町村會議員ノ選擧權ヲ有スル者ハ其ノ郡ノ郡會議員ノ選擧權並被選擧權ヲ有ス

同條第二項第三項及第五項ヲ削ル

同條第六項第四號中「神官」ノ下ニ「神職」ヲ加フ

同條第九項ヲ左ノ如ク改ム

郡ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員重役及支配人ハ其ノ郡ニ於テ被選擧權ヲ有セス

第十一條第一項ヲ左ノ如ク改ム

郡會議員ノ選擧ニ要スル選擧人名簿ハ其ノ町村ノ町村會議員ノ選擧人名簿ヲ以テ之ニ充ツ

同條第二項乃至第八項ヲ削ル

同條第九項中「確定名簿」ヲ「選擧人名簿」ニ改ム

同條第十項中「確定名簿」ヲ「選擧人名簿」ニ改ム

同條第十一項ヲ削ル

第十五條第三項中「選擧人名簿」ノ下ニ「又ハ其ノ謄本」ヲ加ヘ「投票簿ニ捺印シ」ヲ削ル

第十八條中「同年月」ヲ「同年月日」ニ改ム

第二十一條中「同年月」ヲ「同年月日」ニ改ム

第三十八條第二項中「每年一回」ヲ「每會計年度一回」ニ改ム

第四十三條中「同年月」ヲ「同年月日」ニ改ム

第五十四條中「同年月」ヲ「同年月日」ニ改ム

同條第六項中「郡會議員ノ定期改選」ヲ「二年」ニ改ム

附　則

此ノ法律ハ大正八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

此ノ法律施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔植原悅二郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○植原悅二郎君　唯今議題となつて居ります所の市制、町村制、郡制、府縣制中改正法律案に對する提出の理由を說明致します、御承知の如く此の四案は我國の自治政治の根本に關係する法案でありますのみならず、立憲政體の根元も、亦之に依つて定まる所の重大なる案であると思ひます、故に暫くの間御淸聽あらんことを希望致します、此四案を提出致しました所の理由は、大體二つあるのであります、第一の理由は府、縣、郡、市、町村制、此四案に就きまして、府縣、郡、市、町村の政治實情に鑑みましても、今日は是非共之を改正しなければならぬ、之を改正することは今日の急務である、是が一つの理由であります、もう一つの理由は豫て我黨に於きまして、衆議院議員選擧法中改正案を提出致しました

際にも、豫め此事を申上げて置きましたが、實際今日衆議院議員選擧法中改正をするならば、第一に此問題から改めて來なければならぬのである、殊に今日は申すまでもなく、恐らく滿天下の國民は、納稅資格一つの問題、即ち政府の主張されますが如く、一國の直接國稅三圓以上を納稅する者は、恒產あつて恒心ある者である、故に是のみが現在に於て衆議院議員選擧權を有して、他の者はまだ今日資格を有たないと云ふやうなことは、時代の要求に副はざるものと思ひます、若し立憲政治の健全なる發達を圖らなければならぬとすれば、必ずや其國民的歸結なるものは、普通選擧を實現しなければならぬことが急務である、其階梯が極めて堅實であるならば、獨り憲政の發達のみならず、我國の將來の政治の進運を、極めて圓滑ならしめるものであると、吾々は信じて居るのであります、此所に到達致しますのにも第一に市制、町村制、府縣制、郡制を改めなければいけないのであります、是が詰まり二つの理由であります、私共は恒產ある者が恒心ある、恒心ある者に非ざれば一國の政治に參與する權能無しと云ふ如き、賢人政治や、寡頭政治の主義を主張する者ではありませぬ、吾々は民法に於て滿二十歲になりますれば、當然法律上の主體となるべき權利義務を生ずると同じく、帝國の臣民である、而もそれが立憲治下の臣民である以上は、各人法律上社會上の責任を有すべき者は、當然選擧權を有すべき資格ある者と主張するのであります、唯々之を現在の實狀と歷史の上に鑑みまして、其所に到達するには、多少の階梯を作らなければならぬ、で唯今の市町村制の沿革を見ますれば、我國に於て明治二十三年に、立憲政治、即ち國會の開設する十四年も前に町村制が定められ、此當時は郡區町村制と申しましたけれども、是が初めて我國に定められましたのは、明治九年の事であります、更に明治十一年に至つて、郡區町村編成法なるものが發布されて居ります、是と同時に府縣會の規則も發布されて居ります、是は丁度立憲政治建設の十三年以前のことであります、何れの國に於きましても、立憲政治の健全なる發達を圖らうとすれば、どうしても地方自治に依らなければならぬ、英國の如き立憲政治の母と言はるる國に於きましても、地方自治は立憲政治の母である、學校であると言つて居ります、此意味から考へましても、是等の地方自治機關を改革せずして、直ちに普通選擧に到達すると云ふ如き事は不可能であります、で唯今の市制町村制と云ふものは明治四十四年の制定であります、其前に唯今の市制町村制と云ふ如きものが定められました、それは明治二十一年の事であります、二十一年に初めて市制町村制が定められ是が明治四十四年に改正されたものが所謂現行法であります、又府縣制、郡制も明治十一年に初めて制定され、其後明治二十一年に改正され、更に明治三十二年に改正され現在の府縣制、郡制の本となつて居ります、現行法は此時に制定されたのであります、して見ますれば現行法の制定された時から考へましても、既に十數年を經過致して居ります、故に啻に立憲政治の問題を別問題と致しましても、府縣制、郡制、市制、町村制を其のものとして改正する所の必要がある、此のもの既に時勢の進運に伴はざるものである、此二つの理由で、私共は、玆に右の四案を提出することになつたのであります、で此改正の要點は頗る多岐に涉つて居ります、第一には選擧資格の改正、第二には是は市制、町村制に限ることでありますが、階級選擧の撤廢、第三には被選擧權資格の改正、第四には補缺選擧に關する規定の改正であります、第五は選擧人名簿調製に關する規定の改正第六は市、府、縣、郡、是等の自治體の參事會員の任期に關する規定の改正であります、第七には市町村府縣會の選擧に於ける、當選者の法定數に關する所の改正であります、第八は是は特に市に關する事でありますが、大都會に於ける所の市會議員の定數の增加であります、第九は府縣郡制に於きまして、府縣郡會の會期に關する規定の改正であります、是等が重なる改正の要項でありますが、此中には市町村、府縣、郡制共通のものもあります、然らざるものもあります、故に之を共通のものは共通とし、然らざるものは然らざるものとして區別致して簡單に說明を致します、第一に選擧權の資格の改正であります、現行法に於きましては、是は市制、町村制、府縣制、郡制、悉く違つて居ります、現行法に於て市制に於きましては、帝國の臣民にして、年齡二十五歲以上、二箇年以來市の住民となり、地租を納め若くは直接國稅二圓を納むる者を市公民として、之に選擧權を與ふることになつて居ります、又市制に於ては御承知の如く年齡を二十五歲、居住を二箇年地租及直接國稅二圓を納むる者が、公民資格を有する事になつて居ります、府縣制に於きましては町村公民にして、一箇年以來直接國稅三圓を納むる者が府縣會議員の選擧權を有する資格になつて居ります郡制に於ては、市町村公民にして、一箇年以來直接國稅三圓を納むる者、斯う云ふ規定になつて居りますが、私共の改正案に於きましては、帝國の臣民にして獨立の生計を營み、年齡二十歲以上の男子、二箇年と云ふのを六箇月に改めまして、六箇月以來市の住民となり、其市の負擔を分任するときは其の市の市公民とす、此資格を以て市制に於ける市會議員の選擧資格にしたのであります、簡單に申せば年齡二十五歲を二十歲に改め、而して居住に付きまして二年以來とあるのを六箇月と改め、地租或は直接の國稅と云ふ規定、納稅資格と云ふことに重きを置かずして、唯々其處に居つて、幾分なりとも市の負擔を分任したる者であれば差支ない、斯う云ふ規定に致しまして、殆ど或る意味の所謂普通選擧であります、其狀態までに選擧權の資格を擴張致したのであります、それと共に町村制に於ても府縣制に於ても郡制に於ても此選擧資格を共通のものと致したのであります、是が第一改正の要點であります、第二には市制と町村制に關する事であります、府縣制郡制には直接關係の無い事でありますが、其れは階級の撤廢選擧であります、御承知の如く唯今都市に於ては、三級選擧の方法が實施されて居ります、町村に於ては二級選擧の方法が行はれて居るのでありますが、是は獨逸の自治制に於ける所の階級選擧の模造をして、日本に採用したものなることは明かであります、斯の如き選擧法は、市民の公平を保つこと能はざるのみならず、今日の時勢に最も適應せざるものだと、私共は固く信じて居るのであります、故に私共に市制に於て此階級制度を撤廢し、町村制に於て二級制度を撤廢することに致したのであります、次に被選擧人資格の問題であります、是は市制町村制に餘り直接關係の無い事で、唯今の若し階級選擧を撤廢すると致しますれば――府縣制に於きまして被選擧權は市町村の公民の外に、直接國稅年額十圓を納むる者を以て規定して居ります、又郡制に於きましては、市町村の公民にして、直接國稅年額五圓を納むる者を、郡制に於ける所の被選擧人の資格と定めて居ります、是亦既に選擧人資格に就て申述べました如き理由に依りまして、現在の階級選擧の實情に鑑みても、亦立憲政治の根本に依つて考へましても、洵に時勢に適はざるものと信じたる、故に何れも撤廢して、選擧權資格と同等に、被選擧權資格を市、町村、府縣、郡制を通じて規定したのであります、次に選擧人名簿の調製の事であります、市制に於きましては、選擧名簿の調製は、選擧前の六十日を期として調製することに現行法では規定されて居ります、又町村制に於きましては、選擧前四十日を期として、其度毎に選擧名簿を調製することを規定されて居ります、府縣制に於ては、每年九月町村長が其町村に於ける所の選擧資格の者を定めて、選擧名簿を調製する規定になつて居ります、郡制に於ては矢張市町村と略々同樣に、選擧前六十日を限つて、選擧名簿調製のことに定められて居ります、之を私共は斯樣に改正しやうと云ふのであります、既に選擧權被選擧權の資格が、市、町村、府縣、郡を通じまして、市町村の公民と定められたものである以上は、市町村に於て每年一回十月二十日より十五日間の規定內に、其市町村に於ける所の選擧名簿を調製せしむる所の規定を定めたのであります、而して此同じ名簿を府縣、郡制に使用することが出來る、總ての選擧權被選擧權の資格に於て共通であるからであります、此意味に於て選擧人名簿の調製は此四制――四つの法律案共通の規定を定めたのであります、次に補闕選擧の問題であります、是は府縣制、郡制に於ては、補闕のありました都度に、現行法に於ても補闕をすることになつて居ります、併ながら市町村に於きましては、闕員が議員の三分の一以上に達した場合、然らざれば闕員があつて、其闕員を補充する必要を府縣知事又は市長が認めて補闕選擧を行ひ、町村に於きましては、郡長或は町村長の其必要を認めた場合に、補闕を行ふことに規定されて居ります、是は地方自治の精神から申しましても、立憲政治の根本義から申しましても、甚だ誤つたものと信じて居ります、何故かなれば市會議員にせよ、町村會議員にせよ、其議員を選出すると云ふことは――其機關に人民の代表者を置くと云ふことは、之に闕員を生じた場合に直ちに之を補充せざると云ふことは、原則に於て誤つたるものである、此意味に於て私共は、市町村に於きましても、府縣制郡制と同樣に闕員を生じた場合には、三箇月以內に

補闕選擧を行ふと云ふ規定を定めたのであります、次に選擧に關しまして、當選者の法定數を、現行法に於ては七分の一として居りますけれども、選擧權が非常に擴張されたが故に、之を五分の一に定める必要ありと認めまして、市制、町村制、府縣制に於て、當選者の法定數を、七分の一を五分の一に改めることに致しました、次に是は大都會に於ける市會議員の定數であります、是は市町村制、府縣制、郡制には關係の無い事でありますが、現行法に依りますと、人口三十萬以上の都市に於ける所の市會議員の數は、四十五名と定められて居ります、而して三十萬以上の都市にして、人口十萬を增す毎に、市會議員を三名增員することになり、人口五十萬以上を超ゆる都市に於ては、人口二十萬を增す毎に三名の市會議員を增すことに規定されて居ります、此點に於て私共は五十萬以上の都市と三十萬以上の都市を特に市會議員の數に於て區別する必要が無いと見て五十萬以上の都市に對して二十萬以上の人口を增す毎にと云ふ規定を、削除する事に致したのであります、次に市參事會員の任期を市會議員の任期に依るとあるを三年と改めやうと云ふのであります、又府縣制に於て府市會參事會員の任期が每年となつて居るのを之を市制總て共通に二年と改めやうと云ふのでありますが、郡參事會員の任期に對しても同樣であります、もう一つ府縣制と郡制に於きまして、府縣制の會期を每年一回と現行法に規定されて居ります、郡會に於ても是と同樣であります、之を每會計年度と改めたい、此理由は翌年度の豫算がまだ編成されないのに、此每年一回と云ふ規定があるが爲め、年末非常に迫つて府縣會を召集するやうな實例がある若し之を每會計年度と改めましても、事實は每年一回開會することであつて 實質に於ては違はないのみならず、非常に府縣會郡會に於て豫算を議する上に十分審議する所の時間を得ることが出來る、斯う云ふ意味で此改正を企つたのであります、是等が改正の主なる要點であります、其他の點は多くは之に關聯して必要と認め、其他衆議院議員の選擧法に於きまして改正された項目に依つて字句を改めた方がより能く明瞭であると云ふやうな箇條があります、其等の點は多く字句の改正であります、改正の要旨は斯の如くでありますから、是は實際日本の地方制度と立憲政治の堅實なる、然も迅速なる時勢に適應する發達をするに就ては、目下此改正を急務と信ずるのであります、何卒諸君に於かれましても、十分に御審議の上、吾黨提出の此提案に御賛成あつて、一日も早く此案の成立を見るやうに御助力あるやうに希望致します。

○三木武吉君 提案者に簡單な質問をして置きます唯今植原君の提案の説明を拜聽致しますと、自治團體の選擧權の此擴張は、立憲政治の論理的歸結に到達する手段である、且つ時勢の進運に伴ふ必要なる改正であると云ふ御説明になりました、御尤のやうに拜聽致してございますが果して植原君の言ふやうな改正となるならば、此選擧權の擴張が依然納税資格と云ふことに拘束されて、即ち市町村の負擔の分任と云ふことに拘束せられて居ることが、何等の意味を成さないやうな工合に私共拜聽するのであります、植原君の改正の理由と其納税は、少くとも市町村の負擔分任と納税資格を喰付けたる所の理由を拜聽致したい、それを御尋ねするのは私共の黨の提案は市町村に就ての資格に付ては、植原君の御提案と變る所が殆ど無いのでありますが、府縣制の側に於ては、市町村公民にして、府縣税を納めて居る者と制限して居る、之に就てはそれ相應に理由もございますが、植原君の提案は、府縣制に於ける選擧資格が、尚ほ市町村公民なれば宜いとなつて居る餘程此間に差のございます事でございますから、特に植原君提案の理由と、此負擔の分任と云ふことに矛盾が無いか矛盾が無いとすれば、どう云ふ理由で斯う云ふ制限を加へたのであるか、御説明を願ひたい。

○植原悦二郎君 簡單でありますから自席から――唯今三木君の御質問は洵に御尤な御質問と思ひます若し絕對の普通選擧であるならば、何故市町村の公民の資格を定むるに當つても、市町村の負擔を分任する――したものと云ふ制限を置いたか、是は洵に御尤當然起るべき質問であらうと思ひますが、私共此制限を置きましたる理由は、實際市制或は町村制に於きまして、市會議員或は町村會議員の多く審議決定する所の問題は、市或は町村の所有の共有財産或は其地方に關する土木事業、衞生事業と云ふやうな事に多く關係して居るのであります、衆議院の選擧法でありますならば、殆ど總ての法律、換言すれば、一個人の總ての生活其のものに涉る所の法律を定むる機關でありますから是は或場合に於て選擧權を定むる場合に於てはさう云ふ制限は要るまい、併ながら小さな地方の市町村制に於きましては、居住の年限を六箇月と定め、是に何等の制限を置かずして其町村に全く關係の無いやうな者に、選擧權を與へると云ふことになつたならば、地方の自治を現在の狀態では、多少攪亂する處がありはせぬかと云ふ意味で、そこに制限を置いた譯であります、もう一つの御質問の中に含まれて居つた項目は、憲政會で提案された所の府縣制では、府縣會議員の選擧資格は府縣税を納むる者にした、然るに私共の提案に依れば、市町村の公民を以て、直ちに府縣制に於ける所の府縣會議員の選擧權の資格としたのはどう云ふ譯か斯う云ふ御質問であると思ひます、で憲政會の諸君が、府縣會議員の選擧資格に對して、府縣の税金を納めると云ふことを御規定になつたに付ては、相當の理由はありませう、併ながら私共の見る所に依れば、市町村に於て公民資格を有する者ならば。是は府縣の税金を納むる如何に拘らす、其居住する所の府縣の府縣會議員を選出する資格を有しても現在今日の狀態では何等の弊害も無いのみならず、當然是まで擴張することが、尚更地方自治の健全なる發達を圖れると思うたからです。

○三木武吉君 唯今植原君の説明を伺ひますると市町村の公民は――市町村公民資格の制限に、市町村の負擔を分任すると云ふ事を加へたのは、市町村に於て議する所の大體の項目は、市町村の税金の事と負擔の事、及市町村の共有財産の管理と云ふ事が主たる問題であるから、之を議するには、それに對して利害の關係を有つて居る者でなければ安全に堅實なる方法と云ふことが出來ない、斯う云ふ事を此制限を置かれた理由として述べられた、若し其理由が正しいものとするならば、府縣會に於て議する所の項目と云ふものは、府縣の財産、府縣税の賦課等に關する事でございますから、府縣會議員の選擧權は又府縣の財産の管理、府縣税の協議に與る者、府縣税の賦課に利害の關係を有する者が、府縣會議員の選擧權を有すると云ふ、當然の結論のやうに思はれるのです、植原君の御説明は、此間に明かなる矛盾があるやうに思はれまするが、もう一應はつきりした御答を願ひたい。

○植原悦二郎君 三木君に御答を致します（「委員會で宜い」と呼ふ者あり）市町村制に於きまして、市町村の負擔を分任すると云ふことに定めたのは、さうすれば市町村制の事を議決するに於て、安全と云ふ理由も一つあります、加之もう一つの理由は、三木君が御聽取になられたかどうか知りませぬが、憲政會の諸君が、多分居住の年限を二年と御定めになつて居ると思ひます、私共はそれを六箇月と規定して居ります、六箇月市町村に居る者で、其市町村の負擔を分任しないやうな者であるならば、比較的放浪者が多い、斯う云ふ者に資格を與へるのは、どうも今日の狀態では危險のやうに思うたのです（「三木君は居りませぬ」と呼ふ者あり）もう一つは府縣制に於きまして市町村の……（「三木君は逃げた」）「居らる者に答へるには及ばない」と呼ふ者あり）市町村の自治に關係する、是は納税資格の關係は無いのであります、市町村の自治に關係することが出來るだけの資格のある者ならば、府縣會の事務にも關係して宜いと云ふ理由で、私共はそこに制限を置いたと云ふことは御了承願ひたひのであります。

○岩崎勳君 日程第四乃至第七を一括して、下岡忠治君外四名提出の市制中改正法律案外三件の委員に併せて付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 御異議ありませぬか。

［「異議なし」と呼ふ者あり］

○議長（大岡育造君） 御異議が無ければ動議の如く決しました、日程第八、明治三十四年法律第三十號中改正法律案の第一讀會を開きます、提出者堀尾茂助君。

第八 明治三十四年法律第三十號中改正法律案（堀尾茂助君外三名提出） 第一讀會

明治三十四年法律第三十號中左ノ通改正ス

「地租條例」ノ下ニ「又ハ本法」ヲ加ヘ「五十年」ヲ「六十年」ニ、「三十年」ヲ「四十年」ニ、「七十年」ヲ「八十年」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

［堀尾茂助君登壇］

［拍手起る］

○堀尾茂助君 私は唯今議題となりました、明治三十四年法律第三十號改正の理由を簡單に申上げます明治三十四年法律第三十號の初にあります所の「地租條例ニ依リ」とありまするのを一地租條例」の下

に「又ハ本法」の四字を加へるのでございます、それからずつと末に參りまして「開墾竣工年期及地價据置年期ノ土地ニ付テハ通シテ五十年」とありますのを「六十年」と致します「開拓竣工年期ノ土地ニ付テハ通シテ三十年」とありますのを「四十年」と致します、それから「新開免租年期ノ土地ニ付テハ通ジテ七十年」とありますのを「八十年」と致します、斯く何れも十年宛の延長をするやうに改正したいと云ふのが、本改正案の要旨でございます、其の理由は目下の重大問題たる食糧の增殖を圖るには、次に開墾等を奬勵して、耕地の擴張を圖ると云ふ目的よりして、既に政府よりは開墾助成法案を提出されまして、是れは本院でも可決になつて、目下貴族院に於いて審議中でございます、又開墾會社に對しては、利子を補給すると云ふ案が、既に豫算委員會に於いて審議中になつて居ります、一面又地租條例に依つて許可すべき開墾開拓埋立等の年期に於いては、之れを奬勵の目的を以つて延長すると云ふ改正案を、曩に田中君其の他の諸君より御提出になりまして、委員會に於きましては何れも十年宛延長すると云ふことに決しまして、是れが又一昨日本會に於いても可決されて、目下貴族院の方へ廻つて居りまするやうな次第でございます、然るに此明治三十四年法律第三十號なるものは、曩に今日の如く開墾の智識もまだ幼稚な時に當つて、巨額な勞費を要し、非常な苦心慘澹を嘗めて、一大開墾事業を爲した者に對して、特に奬勵の意味を以て、明治三十四年法律第三十號なるものを制定して、現行の地租條例の年期よりも、二十箇年宛延長すると云ふことになりましたので、それに依つて何れも年期を許可されて居りますのでございます、今や開墾奬勵の爲めに開墾助成法案も出、又開墾會社には利子を補給する、又一面には一般の開墾者に對して、年期を延長すると云ふ場合でございまするから、此明治三十四年に制定された――特別法として制定された所の此法律も、それと對照致しますれば、十年間何れも延長するは、極めて當然の事であると考へますから、之を委員會に於て何とか改正を致したいと云ふことは、色々攻究を致しましてございますが、委員會に於ては少し穩當であるまいと云ふことで、特に此案を茲に提出致しましたのでございます、要するに現行法よりかも二十年宛延長を許可すると云ふ――其當時制定された法の趣旨から見ましても、無論他の一般の地租條例に依つて許可されるものが、十年づゝ延長された以上は、均衡上としても、之を十年宛延長するのは至當であると斯う云ふ考より、茲に本案改正を提出致しました次第でありますから、願くは滿場の諸君の御贊成あらんことを……（拍手起る）

○岩崎勳君 議長。

○議長（大岡育造君） 岩崎勳君。

○岩崎勳君 本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議無ければ議長指名、九名の委員に付託することに決します――日程第九、會計法中改正法律案第一讀會の續を開きます、委員長木下謙次郎君。

第九 會計法中改正法律案（澤來太郎君外二名提出） 第一讀會の續（委員長報告）（確定議）

〔木下謙次郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○木下謙次郎君 會計法中改正法律案の委員會は、提案の趣旨を認めまして、全會一致を以て可決相成りました、唯々此際に一寸申上げて置きたい事は、本案に對する政府の態度でありまするが、政府は色々な議論を持出しましたのでありまするが、反對なるが如く、或は贊成なるが如く甚だ其の要領を摑むことに困りましたのでありまするが、要するに歸著點は二點でありまして、其の二點の歸著點は、第一點が本案の趣旨を貫徹するに付いては多少の人と、多少の金と、多少の手數を要するのであるが、此の手數を使ふ割合には審査の効果が少からうと云ふ、斯う云ふ議論が一つ、第二に時勢の進運に伴つて、政府は會計法全體の改正のことに就て考慮を致して居る、隨て唯今本案のみを先んじて改正することは――甚だ不同意であるか、或は迷惑であると云ふやうな意味であつたやうにありまするが、それに對する委員會の意見は、第一、人と手數と金を要する、其の手數の割合には効果が尠からうと云ふことは、是れは議會自ら考慮すべき問題であつて委員會の意見としては、政府に要らぬ御世話であるとは言ひませぬか、併しながら本案反對の理由とはならぬと云ふことを認めましたのであります、第二の會計法全體の改正に就ての考慮がある、隨て本案のみを先んじて改正することは迷惑である、此の意味は然らば政府は何時の時機に於て、會計法全體の改正法律案を提出するかと云ふことの問に對しては、其時機を明言することを躊躇致したのであります、而して本案と政府が考慮して居ると云ふ所の他の改正の條項に就て、何等の關係、或は關係の事項を說明することをしなかつたのであります、故に委員會は此點に對しては、本案に反對すべき主義、或は財政上の根據があつての問題ではないと認めたのであります、隨て單に手續に關する問題であつて、委員會と政府との間に段々論難研究の結果、遂に政府も主義として、本案の改正に反對は無いと云ふことを明言致したのであります、主義として本案の改正に反對しないと云ふことは、言葉を換へて言へば、消極的ながら、本案改正の趣旨には贊成すると云ふことを明言したものとして、委員會は認定を致したのであります、斯の如き經過に依つて、本案は曩に申上げました通り、全會一致を以て可決相成りました次第であります、本案の趣旨は極めて簡單でありまするが、併ながら問題は、或る意味に於て、餘程重大であるのであります、過去數年間の議會に於て、議會と政府との間に屢々爭議の種となつた問題でありまするが、幸に今回の委員會に於て、政府も消極的ながら贊成の意味を明言し、而も委員會は全會一致を以て之を可決致しましたことは、我が議會が財政監督上の權能の上より見て、私は兎に角欣ばしい事であると考へて居るのであります、願くは滿場諸君の贊成を得て、本案の趣旨を貫徹せんことを希望する次第であります。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君 議長。

○議長（大岡育造君） 岩崎勳君。

○岩崎勳君 本案は讀會の順序を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議が無ければ讀會の順序を省略して、可決確定したることを宣告致します――日程第十、農工銀行法中改正法律案、第一讀會の續を開きます、委員長天春文衞君。

第十 農工銀行法中改正法律案（大竹貫一君外十七名提出）（第一讀會の續）（委員長報告）

〔天春文衞君登壇〕

〔拍手起る〕

○天春文衞君 本案の委員會の經過及結果を御報告致しますでござりまするが、委員會を開きますること四回でありまして、結局大藏大臣の出席を求めまして應答を致しましたる所が、此の第六條中の「一五分ノ一」を「三分ノ一」にすると云ふこと丶、第二十六條中の「五倍」を「十倍」にすると云ふことに就きましては、他の勸業銀行、又は拓殖銀行、其の他一般の銀行等の釣合を圖らなければならぬからしまして、能く考慮して、次の議會に何分の改正の提案をすると云ふことでありますが故に、而して此の五條中の「二十人」を「十人」とすると云ふこと丶、第十三條中の「一箇條」を削つて、單に「五箇年以内」にすると云ふことに就きましては、是れは同意を表すると云ふことでありました、故に委員會は先づ今回に於きましては、政府の言明に信頼致しまして、修正の通り可決致しました次第であります、而して此改正案の最も骨子と致します要點は第二十六條中の「五倍」を「十倍」にする、即ち債券發行額を增すと云ふことが最も必要である、一面には此定期貸が年賦貸の五分の一では、今日此時勢の進步に伴ひまして、どうしても定期貸を要することが、段々多くなつて來ますやうな次第である、又其定期貸を致し、又年賦貸を擴張致すに付きましては、どうしても低利の資金と云ふものが、最も必要であるのでございますから、債券發行額を增加すると云ふことが、最も必要なのであります、然るに政府の說明は、他の銀行との釣合を能く考慮せぬならぬから、次の議會に何分の提案をすると云ふことの說明でございましたが、此提案の最も骨子と致しますのは、今申上げましたる所の二點が最も骨子であります、故に諸君の御手許に御廻し致しませぬならぬのでございましたが、活版の都合で御廻し出來ませぬでしたが、付帶決議を致しました、此處でそれを讀上げます「政府は農工業金融の現狀に鑑み農工銀行定期償還貸付の制限及債券發行の限度擴張に關

する改正案を次期議會に提出せられんことを望む」一と云ふことの付帶決議を致しました次第でございます、故に此付帶決議を致しまして、本案の方は、政府の次期議會に何分の提案をすると云ふことの言明を信頼して、修正致しました次第でございますからどうか滿場の御贊成を希望致します(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 本案の二讀會を開くや否やを御諮り致します。

○岩崎勲君 二讀會を開かれんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 二讀會を開くに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議が無ければ二讀會を開くに決します。

○岩崎勲君 直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略し、委員長報告の通り、即ち委員會の修正議決の通り、可決確定あらんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議が無ければ直ちに二讀會を開きます。

農工銀行法中改正法律案(天春文衞君外十七名提出) 第二讀會(確定議)

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議が無ければ、岩崎君の動議の如く三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定しました——日程第十一、法隆寺防火設備に關する建議案を議題と致します、提出者小泉策太郎君

第十一 法隆寺防火設備に關する建議案

(小泉策太郎君外三名提出)

法隆寺防火設備に關する建議

法隆寺の火災を豫防する設備を爲す爲政府は適當なる方法を講すへし

右建議す

〔小泉策太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○小泉策太郎君 法隆寺防火設備に關する建議案でございますが、此趣意は極めて簡單でありまして、此理由書に盡きて居ります、去りながら唯々理由書の通りとばかりでは餘り簡單に失しますから、此大要を申上げやうと思ひます、御承知の通り法隆寺の建築は、推古天皇及聖德太子の御建立になつたものでありまして、今を距ること千三百年以前の建築であります、で法隆寺の緣起を詳しく爰に申上げることは御迷惑でありませうが、現在古社寺保存法に依りまして、特別保護建造物の中に指定してありますものが合計二十一でございます、それから法隆寺の佛像寶物の中に、是も古社寺保存法に依りまして國寶に指定されました物が繪畫に於て七點、彫刻に於て百五十五點、工藝品で百十五點、合せて二百七十七點の國法が指定されて居ります、更に又有名なる法隆寺金堂の壁畫と云ふものに付きましては、是は帝國議會の特別なる協贊に依りまして、壁畫保存會と云ふものが設けられまして、是で研究されて居ります、斯樣な多數の特別保護建造物、又斯樣に多數の國寶、是が一廓内に保存されて居ると云ふものは全國に唯一の法隆寺あるのみであります、是が總て火災の危險に暴露されて居りまして、何時燒失の虞があるか知れぬのであります、由來此古社寺保存法に依りまして、特別保護建造物の復舊修繕の費用と云ふものは、幾分國庫から補助されて居りますけれども、現在の古社寺保存法に依る國庫の補助金は僅に十五萬圓、之を今度五萬圓增しまして、合計二十萬圓であります、此二十萬圓を以て全國の特別保護建造物、又全國古社寺の國寶を修繕すると云ふことは、中々手が廻らないのであります、此點に就きましては、自然古社寺保存法の改正をして、更に完全なる保存法を講ずる必要があらうと思ひますが、是れは問題外でありますから、爰には申上げませぬ、さう云ふ僅かの金額でありますから、此金を以て法隆寺の防火設備を作ると云ふことは、到底不可能の事であります、隨て此火災を防禦する設備をするにはどうしても國庫から特別の支出をして、特別の設備をする必要があらうと存じまする、從來其事に就て奈良縣に於て段々調査を致しました、其防火設備の設計は、約十町許りの山に貯水池を作りまして、其處から水道を引いて自働喞筒杯を拵へてやりまするると、完全に防火設備をすることが出來るのであります、元來御承知の通り古社寺の建築物と云ふものは自然に防火設備の事を考へまして、棟數を幾つもに分けて、多少の間隔を持つて居りますから、非常な大風の時、又大火でなければ、全部燒けると云ふことは無いのであります、それで唯今申すやうな防火設備を致しますと、類燒の憂は無論ありませぬ、又自火と致しましても、其火災を一部に防ぐことが出來るだらうと思ひます、此設備も奈良縣に於て調査したものが、果して完全であるや否や分りませぬけれども、政府は宜しく適當の設備をして、而して之が保存をすることに努めて貰ひたいと云ふ事が建議の主旨であります、詳細の事は委員會で申上げます

○岩崎勲君 本案は國立博物館建設に關する建議案外二件の委員に、倂せて付託せられん事を望みます

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議が無ければ動議の如く決しました、日程第十二。

○岩崎勲君 日程第十二に對して、延期の動議を提出致します。

○議長(大岡育造君) 御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議が無ければ延期に決します、日程第十三、朝鮮西海岸各港と大阪、横濱並仁川と青島、上海間に定期航路開始に關する建議案を議題と致します、提出者牧山耕藏君。

第十三 朝鮮西海岸各港と大阪、横濱並仁川と青島、上海間に定期航路開始に關する建議案(牧山耕藏君外五名提出)

朝鮮西海岸各港と大阪、横濱間並仁川と青島上海間に定期航路開始に關する建議

一 大阪を基點とし神戸、下關(又は門司)經由釜山、木浦、群山、仁川を經て鎭南浦に至る定期航路

二 横濱を基點とし大阪、神戸、下關(又は門司)釜山、木浦、群山、仁川を經て鎭南浦に至る定期航路

三 仁川を基點とし鎭南浦を經由大連、芝罘、青島、上海に至る定期航路

右は朝鮮西岸重要地と母國の大市場たる阪神、京濱間並朝鮮と滿支間を連絡し相互の貨客輸送交通を敏活にし以て其の豐富なる物資の需給關係を計り生活資料の不足を補ひ且將來の貿易發展促進に資せむとす依て政府は速に定期航路の開始に關し適當の方策を立てむことを望む

右建議す

〔牧山耕藏君登壇〕

○牧山耕藏君 建議案提出の理由を簡單に申述べたいと思ひます、朝鮮の貿易は近時産業の發達に伴ひまして、長足の進步發展を致したのであります、殊に日本内地との貿易は、歐洲の大亂が勃發致しまして以來、内地の生産品が歐米の輸入品に代りました爲めに、此方面に就きましての經濟貿易の關係は、非常に密接の度を加へたのであります、然るに朝鮮と日本内地との交通運輸の關係を見まするに、東海岸の方面に於きましては、一二の定期航路が開かれて居るのでありますが、西海岸の各港と、日本の最大市場であります大阪神戸、此方面とは、大正四年までは大阪商船會社に依つて、定期航路が開かれて居りましたが、是亦戰爭勃發以來船腹不足の結果、大正五年よりは此定期航路が廢され、全く定期交通が杜絕し、今日に於きましては、豐富なる朝鮮西海岸の物資は、主として關釜連絡船に依つての輸送をされて居りまして、其外は唯々臨時廻航の自由不定期船のみに委せられて居ると云ふ狀態であります、而して關釜連絡船の輸送能力はどうであるかと申しますと、是は僅に一日六百噸内外の輸送力しか有しないのであります、其爲めに鐵道沿線に於ける豐富なる物資は、各停車場に山積致して居ると云ふやうな狀態であります、殊に朝鮮總督府に於きましては從來米大豆等の主要輸出品に對して、長距離遞減の特定運賃制度を設けて居つたのであります、それが爲め鐵道沿線の物資は、主として釜山に集まり、西岸の各海港は大打擊を受け、甚しく不景氣に陷つたのであります、所が朝鮮鐵道は諸君御承知の如く、南滿洲鐵道會社に其經營を委託されたのでありますが、南滿洲鐵道會社が經營を引繼ぎました以來、此長距離遞減法は、交通政策上甚だ弊害ありと認めたる結果、大正七年十一月以降、穀類に對する長距離運賃の遞減法に改正を加へまして、短距離運賃を約半分に減じました結果、從來各鐵道沿線に堆積致して居りましたる豐富なる貨物の大部分は、呑吐を各西海岸の海港に求めに參つたのであります、然るに前にも申しまする如く、大阪、神戸、横濱方面と朝鮮西海岸、即ち群山、木浦、仁川、鎭南浦の方面とは、一定の定期航路が開かれて居らぬのでありますから、昨年の暮より本年一月に掛けまして、日本内地に於ては米穀の不足を感じて、天井知らずに穀價が暴騰致しました際にも、朝鮮の西海岸の各港には米が非常に豐富でありまして、海岸に堆積して居つ

たのでありまするが、之を輸送するにも船が十分でない、之れ全く自由航路に任せて居る爲めであります、斯樣な交通狀態では、朝鮮と內地との貿易を促進し、又特產たる米穀の配給上より見ましても、甚だ遺憾の事と思ひまして、是非此航路を定期にして貰ひたいと云ふのが、本案提出の要旨であります、又從來內地と朝鮮との貿易は、殆ど大阪朝鮮貿易の觀を呈し、航路の如きも、內地起點を大阪として居つたのでありますが、近時朝鮮米の需要が關東方面に激增し、隨て貿易關係が橫濱東京方面と密接に相成つたのでありますから、單に大阪を起點とする定期航路を開始するのみならず、橫濱を起點とする航路をも必要なりと信じて、此一線をも定期線の中に加へた次第であります、更に朝鮮西南部に於きましては、農產品である米穀の大量は勿論、產業の勃興に伴ひまして、各種の輸出品量が非常に增加致しまして、朝鮮よりは原產品を內地に送つて、內地に於て之を加工して更に移出致すのでありますが、是等の一般產業發展の結果は、勢ひ支那との貿易關係にも非常に密接の度を加へたのであります、そこで將來は仁川を起點として、鎭南浦經由大連、芝罘、靑島、上海の定期航路をも必要なりと信じまして、此が開始を望む次第であります、野田遞信大臣は昨年の暮より今年の春に掛けまして、朝鮮西海岸の各港に於ける米穀の滯貨の實情を考察されまして、之を輸送するが爲めには、特に日本郵船及大阪商船會社に交涉し、臨時船の廻航を計畫せられたのであります、而して此二大汽船會社も朝鮮の滯貨の實情に同情を寄せまして、多大の犧牲を拂つて、本月より臨時船の廻航を開始し、各港の商民も大なる利便を得たのであります、併ながら是も全く一時の應急策に過ぎぬのであります、現に前述の通り、大正四年までは大阪方面と朝鮮西海岸各港の間には、定期航路が開かれて居つたのでありますが、尙ほ今日の如く此建議案に書いてあります通り、內地、朝鮮、中部支那を連絡する三線の定期航路の開始が、朝鮮の開發並に東亞の交通經濟の上より見まして――極めて緊要の施設なりと信ずるのであります、此建議案の要旨は、仁川鎭南浦、群山、木浦の各商業會議所よりも、本員の紹介の下に請願書が本院に提出されて居るのであります、尙ほ詳細なる提出理由は、幸に本案が委員會に付託せられますれば、其席上に於て細密に申述べたいと思ひます、何卒諸君に於かれましても、本案に御贊成下すつて、政府をして一日も早く、朝鮮と支那及び日本內地の間に、定期航路の開始を斷行せられたいと思ふのであります（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ議長指名九名の委員に付託することに決します、日程第十四、小學兒童口腔衛生に關する建議案を議題と致します提出者木下謙次郎君。

第十四　小學兒童口腔衛生に關する建議案

（木下謙次郎君外一名提出）

小學兒童口腔衛生施設に關する建議

政府は小學兒童の口腔衛生に關し相當の施設を爲すへし

右建議す

「木下謙次郎君登壇」

「拍手起る」

○木下謙次郎君　小學兒童口腔衛生に關する建議案の說明を申上げたいと考へます、衛生の事に付きましては、私は素人でありまして、甚だ柄に無い事であると思ひまするが、私の說明申上げる事は悉く專門家に敎はつた――專門家の受賣でありますから、或は間違ひましたることがあるかも知れませぬが、其の邊は御許を願ふて置きます、總て齒牙の疾患は齒牙それ自身の病氣に止まらずして、全身の健康に至大な關係を有すると云ふことは、極めて明白なことであります、隨て齒牙の保健が國民衛生の上に最も重要なものであると云ふことは、專門家の研究に依つて明かであります、而して此の建議が口腔衛生普及策の第一步として小學兒童を選びました理由は是れ亦專門家の意見に從ふたのでありますが、第一齲齒のことであります、齲齒と稱する齲齒と結核と「トラホーム」此の三種の病氣が最も大きな災害を小學兒童に加へますものでありまして、之れを專門の言葉で學校病と名づけて居るさうであります、それから第二は齒牙の疾患殊に齲齒でありますが、此の齲齒は少年時代の時には豫防すれば十分豫防の出來るものであるさうであります、それから第三には兒童は身體の發育が非常に盛んな時でありますから、其時に口腔衛生に十分なる注意を加へれば、顏の形も或は全身の發育も、十分完全に發達させることが出來ると云ふことであります、大體是れ等の理由に依りまして、小學兒童を選びましたものでありまするが、扨諸外國の事蹟はどうなつて居るかと云ふと、是も私は書物の上で見たのでありますが、或は獨逸と云ひ、或は亞米利加と云ひ、或は英吉利と云ひ、兒童の口腔衛生に關する設備は、非常に盛んなものださうでありまして、其盛んな實例は何れ委員會で委く申上げやうと考へて居りますが、現に昨年暮東京市より亞米利加の敎育視察團と名ける小學校敎員の一行を派遣したことがありますが、其敎育視察團が歸朝致しまして、報告の一番主なる點は、亞米利加が小學兒童の口腔衛生の施設に關しては非常に盛んなもので、凡て小學兒童に對する一般の衛生設備の中でも、齒牙の衛生を第一に致して居ると云ふことで、甚だ驚いた報告を致して居るのであります、成程日本の小學敎員が亞米利加の設備を見て亞米利加の衛生設備が齒牙の保健が第一であることを見て驚きましたのは、無理からぬことであるのであります、我日本に於ては小學兒童に對する齒牙衛生の設備は全然閑却されて居る、誠に遺憾の事であります、專門家の統計に依れば、我國小學兒童の百人中八十五人乃至九十八人まで悉く齒牙の疾患を持つて居ると云ふことになつて居る、或る統計に依れば小學兒童の內一人にして、七箇以上の齲齒を持つて居る者が一學級中必ず半數以上に達して居ると云ふことを承つて居るのであります、斯の如き狀態に放置致して置くことは、國民衛生の上から輕々に看過すべからざる問題であると私は信ずるのであります、大體以上の理由に依りまして、本建議を提出致しましたのでありますが、願くは政府は歐米先進國の事蹟を參酌して、速に小學兒童の口腔衛生に關する相當の施設を爲し、我國の衛生上並に敎育上の一大缺陷を補はれんことを希望する次第であります、私は滿場諸君の御贊成を希望致します。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託されんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

「「異議なし異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ本案は議長指名九名の委員に付託することに決します、次に日程第十五、東北本線安達驛又は松川驛川俣町間輕便鐵道建設に關する建議案を議題と致します、提出者平島松尾君。

第十五　東北本線安達驛又は松川驛川俣町間輕便鐵道建設に關する建議案

（平島松尾君外一名提出）

東北本線安達驛又は松川驛、川俣町間輕便鐵道建設に關する建議

一福島縣安達郡安達驛又は信夫郡松川驛より分岐し伊達郡川俣町に達する輕便鐵道

右川俣町は古來羽二重織物の產地にして福井金澤に次くと稱せられ殊に近年該品の輸出增加し隨て商賈旅客の來往頻繁となり貨物の集散亦著しく增加し交通機關の設備を要する益切なり依て政府は速に該鐵道の建設に著手せられむことを望む

右建議す

「平島松尾君登壇」

「拍手起る」

○平島松尾君　本案は趣旨の明なものでありますから、極めて簡單に本案の說明を致します、東北線の安達驛は上野を去りまする百五十六哩の驛、又は百五十八九哩程隔つて居ります松川驛、此何れかより分岐致しまして、福島縣伊達郡川俣町に輕便鐵道を敷設すると云ふ建議でございます、で川俣町は福島縣の大郡の一町村でございまして、伊達郡は南方部中方部西方部と大體三方面に分れて居ります、其南の方に位致しました唯一の市街でございます、人口は約一萬程でございまして、大なる市街地ではございませぬが、羽二重織物等に關係の諸君は大概御承知であらうと思ひますが……

「議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く」

○平島松尾君　川俣町は古來羽二重の產地でございまして、神奈川又は福井に亞ぎます市場でございます、川俣を中心として縣內の各方面より出でます羽二重が、此地に統一されて外國へ輸出になる處でございます、其點から申しますれば、羽二重に對しては福島縣の產地にあらずして、全國に對する所の產地とも申すべき土地であるのでございます、左樣な事で近來外國向の羽二重も次第に增加を致しまして

相場の好き時は其產出額二千萬圓を算するに至つて居ります、隨て昇降旅客の往來も次第に頻繁を加へて參ります、又貨物の集散も將來は著しく加つて居りますので、交通機關の必要を感ずる事益々切でございます、で此機關がございませぬ爲めに、是は本線から里數に致しますと三里半乃至四里位しか無い處でございますが、其間の運賃と松川驛若くは安達郡から安達驛に出まして、東京まで達する所の運賃と比較致しまして其短距離の川俣と安達若くは松川の間の運賃の方が、尙ほ高い運賃を要すると云ふ實況でございます、斯く不便にして斯の如く運賃の高きは、自然生活上にも影響を致し、隨て工賃が高くなりますから、羽二重の上にも影響をすると云ふことは免れない事でございます、間接には外國貿易の上にも影響を及ぼすものと申しても宜い位の形況になつて居るのでございますから、速に此間に輕便鐵道の架設を致したいと云ふ希望であるのでございます、全國を見渡しましても、外國向の製品二千萬圓を產する位の場所であつて、鐵道の建設の無い所は恐らく無いであらうと考へるのでございます、斯樣な場所に對しては、政府も特に敷設を致して、而して地方の便宜を圖り、益々外國貿易の獎勵を致すと云ふことは、當然の事であらうと考へるのでございますから、願くは此事情を諒して、政府は速に此間に輕便鐵道を敷設せられんことを希望する次第であるのでございます、幸に本案は國民黨の近藤君が共に提出者の一人となつて居るのでございますし、又次の日程には政友會の同僚諸君からも、御提出になつて居るのでございますので、既に大多數の御同意を得て居ると認めて宜しい本案でございますので、どうか御贊成を得て、本案の通過を希望する次第でございます

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議が無ければ岩崎君動議の如く決します、日程第十六、福島縣下松川驛又は安達驛、川俣町間輕便鐵道敷設に關する建議案を議題と致します、提出者の說明を求めます、八田宗吉君…

○高岡唯一郎君　議長。

○副議長（濱田國松君）　高岡唯一郎君

第十六　福島縣下安達驛又は松川驛川俣町間輕便鐵道敷設に關する建議案

福島縣下松川驛又は安達驛、川俣町間輕便鐵道敷設に關する建議

（八田宗吉君外二名提出）

一福島縣下松川驛又は安達驛を起點とし川俣町に達する輕便鐵道

本輕便鐵道は產業の發展に資し交通の不便を補ふ爲急設を要するものと認む依て政府は速に本線の建設に著手せられむことを望む

右建議す

〔高岡唯一郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○高岡唯一郎君　本問題は唯今憲政會の平島君より提出されました案と同一であります、又其趣意も目的も同一でありますから、今更めて其理由を說明するの要は認めてない次第であります、幸ひ委員に付託致されましたから、此詳細の事は委員會で十分說明を致したいと存じて居ります、而して此案は過般請願になつて居りまして、堀切代議士が紹介人となつて、請願委員會では採擇してあります、其當時の政府の辯明に依りますれば、明治四十年中に此鐵道は調べたのである、其際に七哩八分であるが、此工費は一哩約八萬圓で出來る、而して利廻りは三分八厘である、川は一つあるけれども、此川の鐵橋に金が掛るだけで、其他の工事は極めて安いのである、是は明治四十年の調であるから、今日調べたことならば又多大の利益は增すに相違ないから、政府も此鐵道に向つては經濟の許す限り、財政の許す程度に於て建設したいと云ふ同意を得て、委員會は滿場一致を以て此請願を容れ、又本院が滿場一致の院議を以て可決してある次第であります、斯樣な事でありますから、此案は政友會でも提出致し、尙又憲政會よりも、國民黨よりも同一に出た案でありますから政府の同意した以上は、無論是は本院の院議を以て可決すると同時に、政府も之に向つては必ず直ちに同意を致して、明年度にも政府は建設に著手することゝ信じます、斯樣な次第でありますから、尙ほ詳細は委員會で述べることに致します。

○岩崎勳君　本案は日程第十五の委員に、併せて付託せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　異議が無ければ岩崎君動議の如くに決します、日程第十七、愛媛縣今治港開港に關する建議案、提出者河上哲太君。

第十七　愛媛縣今治港開港に關する建議案

（河上哲太君外三名提出）

愛媛縣今治港開港に關する建議

政府は戰後に於ける內地產業及海外貿易發展助長の趣意を以て速に愛媛縣越智郡今治港を開港として指定せられむことを望む

右建議す

〔河上哲太君登壇〕

〔拍手起る〕

○河上哲太君　本案は第四十議會に曾て提出致しました案でございまして、委員會に於きましては唯一回開きまして、直ちに即決を致しましたのみならず本會議に於きましても、全會一致を以て可決を見たのでございます、故に今回も詳細は委員會に讓りまして、極く簡單に內容を說明致しまして、御贊成を願ひたいと思ひます、愛媛縣今治港は港と致しまして全國の港の中、內務省の統計に依りますれば、船舶の出入噸數の上に於きましては第十八番に居るのでございます、之を三十餘港の開港場に比較致しますと、十三位に居るのでございまして、其他は今治港に劣つて居るのでございます、又輸出入品の物貨の金額から申しますると、全國の港の二十五位に居るのでありまして、之を開港場、即ち橫濱初め特別輸出港を一括致しましたものに比較致しまするど、十位に居るのであります、即ち他の二十餘港と申しまするものは、今治港より劣つて居るのであります今治港の輸出致しまする主なるものゝ內、最も此輸出開港地と致しまして必要を感じて居りまする原因になつて居りまする、生產品は綿織物であります、綿織物が大正七年度の計算に依りまするど、實に二千萬圓の生產を今治及附近に於て產出を致すのでございまして、其內約九百萬圓と申しまするものは、朝鮮、支那、南洋、西伯利の方面に輸出さるゝものでございます、此他に綿絲、肥料、若し開港されましたならば、鑛產物も此港を通つて行くのでございまして、輸出港としての――開港場としての資格は十分であらうと信ずるものであります、唯々一點茲に昨年よりも開港場としての資格を進めて居ることを一點申上げて置きたいと思ひます、今治港は港と致しましては海面甚だ深いのでありまして、現在と雖も陸より約百七十間、沖まで參りまするど、干潮にして尙ほ三十五尺あり、二百間參りますれば、四十尺餘あるのでありまして、而も干滿の差は十二尺もありまするからして、現在と雖も殆ど一萬噸若くは二萬噸の船を著けましても荷役に困らないのであります、唯々東の方の風がございます時には、荷役其他に困難がありますからして、皆樣の御贊同に依りまして、開港が必ず今年から出るものと期待して居りました縣民は今治港の此不便を改むべく、昨年の縣會に於て築港案を可決致したのでございます、其案は四箇年で完成するのでありまして其案が實行されて、其實行の完結致しました時には一番深い處の三十五尺の處を防波堤に於いて取圍むのであります、千噸若くは五千噸或は一萬噸以上の船も今治港へ安全に入り、安全に荷役が出來ることになるのであります、尙ほ此の他に於きましても、今治町は附近の工業の發達の關係上、鄰村の日吉村と合併を致しまして、近く市制を布かれると云ふ狀態になつて居るのでありまして、今治港の開港場としての資格は、僅か一年の間に於て非常に進んで居るのでありますのみならず、最近輸出貿易の盛になりました結果、取引の上にも必要が益々迫つて來ますと同時に、不便は當業者に於ても非常に感じて居るのでありますから、どうか昨年の通りに此案に御贊同を願ひまして政府をして必ず近き將來に於て開港せしむるやう御盡力あらんことを望む次第であります

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます

○副議長（濱田國松君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議なければ動議の如く決します――日程第十八、常磐線複線工事速成に關する建議案、提出者の說明を求めます、高岡唯一郎君。

第十八　常磐線複線工事速成に關する建議案

（高岡唯一郎君外四名提出）

常磐線複線工事速成に關する建議

東京より福島縣平町に至る百三十哩中四十七哩は既に完成したるも八十二哩の未成線は大正十二年度迄に完成を期する政府の計畫なるも本案複線工事の完成と否とは我か邦工業發展上非常の影響あるは勿論炭價調節にも甚大の關係あるを以て政府は本工事を大正九年度迄に速成すへし

右建議す

〔高岡唯一郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○高岡唯一郎君　本案は東京より福島縣平町に至る百三十哩間の複線工事の完成を期したいと云ふのが此建議案の趣意であります、尤も此百三十哩の線路中、四十三哩は既に完成を致して居るのであります八十三哩の未成線が政府の計畫に依りますれば、大正十二年度までに完成すると云ふので、過般豫算委員會に於ても亦本院も通過してあるのでありまして唯今は貴族院の委員會に於て審議中で在るのであります、然れども大正十二年と云ふ今五年もかゝると云ふやうな、實に悠長緩漫な政府の計畫には、吾々は同意出來ないのである、何となれば此鐵道は御承知の通り、炭鑛鐵道と稱すべきものであります、而して昨年來朝野の間に於て非常に喧しかつた炭價の調節と云ふ問題があつたのでありまするが、昨年と本年に於きましても、尚ほ炭價が非常に昂騰してあるのは何が故であるか、此機會に於て――甚だ最早時間も經過した場合に於て、斯かる事を申上げるのは、諸君の倦怠を招く所以か知りませぬけれども、是は我國の產業上容易ならざる大問題であるから、暫くの間諸君の御淸聽を乞ひたいと存じます、我國の石炭の產額は大約二千二三百萬噸の間を往來してあるのであります、而して此中常磐炭が約三百二十萬噸、それに北海道炭が約五百萬噸、殘る所は九州の千六百萬噸でありまする、それに今日は輸入炭が約千萬噸內外でありまして、輸出の方が超過を致し百八九十萬噸あるのであります、而して現在全國に於ける各炭鑛の採掘高と、それから此全國に於ける消費高の差はどうであるかと云へば過去十年間の統計を見れば丁度步合か一割三分乃至五割の超過を以て採掘高よりも消費高の方が增してあるのであります斯かる數字の趨勢を以てしましたならば將來は石炭が非常に不足を生じて隨て價格が昂騰すると云ふ事は、需給の關係に於て是は蔽ふべからざる事實であります、故に昨年來は朝野に於て、此炭價調節と云ふ事は非常に本議會に於ても喧しかつたに拘らず今や更に聲無しと云ふは何事であらうか、本年度の鐵道の契約が三百三十萬噸の契約をするのであつて、北海道並に九州の石炭はどうかと云へば四割上げて居る、昨年の價格より四割と云へば三百三十萬圓の價格と云ふものは三千六百萬圓であります、昨年は一噸平均十圓と見ますれば、丁度三百三十萬噸は三千三百萬圓、而して本年は更に四割の增加をしたとすれば一千三百二十萬圓、斯る金額は吾々國民が此炭價暴騰の爲めに支出すると云ふことは何事であらうか、是は要するに此輸送の不便である、現在に於て石炭の我が全國の山元に在る貯炭は約二百二十萬噸であるのであります、而して殊に此常磐線に於ける此各炭坑の貯炭が今日でも四十五萬噸あるのであります、此四十五萬噸の石炭を東京並に名古屋或は兩毛等に輸送しまするには、一日百車の――十噸車百車を廻して、尚ほ三百六十五日間、一箇年間輸送致しても、此貯炭を掃ふ譯に參らぬのであります、而して各工場は今や如何なる有樣になつて居るかと申せば、非常に此燃料が不足して、而かも昨年度より二割乃至二割五分と云ふ高い石炭を買つて居るのであります、今日磐城の此常磐炭が一箇年三百三十萬噸を採掘して居るにも拘らず、現在の鐵道の能力を以て致しては、二百八十萬噸より輸送が出來ないのであります。でありますから此採掘力と並に輸送力が相伴はない結果が即ち石炭が不足するのであります、若し此鐵道の輸送が十分であることならば、各工場へ此需給の關係が恰度調節致しまするから、山に貯炭が無くなると同時に、各工場には此石炭が供給されますからして、決して斯る暴騰は來ないのであります、世界の戰局が收まると同時に、總ての物價が今や下落しつゝある時に、單り石炭が斯く高値を維持して居るのは、何が故であるかと言へば、即ち需給の關係が大に然らしむるのであります、其原因は多々ありますが、一に輸送を便否如何に在るのであります、勿論九州や北海道になりましては、船腹が昨年までは、不足でありましたが、船腹は十分になつて參りました、然るに此常磐炭に於ては船の必要は無い、現在では詰り鐵道の便に依る外途は無いのでありますから、故に此複線の工事の進めて即ち大正九年度までに速成せしめて、輸送をすると同時に、炭價の調節を致したい、所謂朝野の問題となつて居りまする、石炭の調節を致したい、それが即ち大なる此建議案の趣意であります、尚ほ十分此調査を致したものはありまするが、之を一々數字を申上げますれば、却て諸君の倦怠を招くことになりますから、何れ是は印刷に付しまして皆さんの御手許に提出をし、而して本員が唯今此建議案を提出したのは、決して所謂御土產案でないと云ふことを御了解を願ひたい、何となれば是は我國の產業上最も必要なる急の急なる問題であります、でありますから願くは滿場諸君の御同情を得まして、是非とも此院の權威を以て、是は速成を期したいと思ひますから、どうぞ是は我國の工業の發展の上に御贊成あらんことを切に願ひます。

○岩崎勳君　本案は日程第十五及第十六の委員に併せて付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　動議に御異議ありませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議がなければ日程第十五、第十六の委員に併せて付託することに致します――日程第十九、貴生川加茂間輕便鐵道建設に關する建議案、井上敬之助君より說明を求めます。

第十九　貴生川加茂間輕便鐵道建設に關する建議案（井上敬之助君外二名提出）

貴生川、加茂間輕便鐵道敷設に關する建議

一滋賀縣下甲賀郡貴生川より京都府下相樂郡加茂に至る輕便鐵道

右鐵道は產業の發展に資し交通機關の不備を補はむか爲急設の必要を認む政府は速に之か建設に著手せられむことを望む

右建議す

〔井上敬之助君登壇〕

○井上敬之助君　大分御倦怠でございますから極めて簡略に申上げます、此線は關西支線草津線の貴生川驛から關西本線の加茂驛に達しまする約二十六哩間の輕便鐵道敷設の案であるのであります、此地方に於きましては御承知でもござりませうが、最も古くより彼の信樂陶器と稱しまして澤山な陶器が產出されるのであります。それで主なる地方の物產と致しましては、即ち此陶器、製茶、[illegible]と云ふものであります、是等の物は御承知の如く最も嵩の高い目方の重い物でありまするが故に、其の運搬には非常に困難を致して居るのであります、然るに此地方の道路と云ふものはどう云ふ有樣であるかと云ひますと、滋賀縣の方に向つては漸く二間幅の道路が一線通つて居る、京都府にも其通り府道として二間幅許りのものが一線あるのでありまして、此道路に依つて此多數の而も重量を運搬致して居るのでありますが故に、此道路は雨――雪の時は泥濘膝を没すると云ふやうな有樣でありまして、此運搬に常に苦痛を感じて居るのであります、是等のものを救濟を致しまして、さうして此地方の人文の開發を致し、而して產業の發展を致したいと云ふのが、即ち此鐵道敷設を希望致して居りまする主なる理由であります、其他には南海と日本海と連絡致しまする上に於て加茂より此線に依りまして貴生川に達して、貴生川から近江線に依つて彥根に至つて、而して米原に行き、而して敦賀に達すると云ふことになりますれば極めて捷徑であるのであります、斯樣なる理由でありまして、此他に色々此地方の種々なる調査も致してありまするが、是等のものは委員會に於て委しく申上げることに致しまして、兎に角此問題、即ち此鐵道は此地方の開發上最も必要な鐵道であると考へますから、どうか諸君の御贊成を求めたいと思ふのであります（拍手する者あり）

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長(濱田國松君)　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議がなければ動議の如く決します――日程第二十、官吏恩給法及之に關聯する諸規程の改正に關する建議案――齋藤珪次君。

第二十　官吏恩給法及之に關聯する諸規程の改正に關する建議案（齋藤珪次君提出）

官吏恩給法及之に關聯する諸規程の改正に關する建議

現行官吏恩給法は遠く明治二十三年の制定に係り其の後の社會狀態に鑑み其の適用上幾多不備なりと認めらるる點尠しとせす且之に關聯する諸規程

に付ても亦改正の餘地渺からさるを以て政府は是等諸規程に關する改正案を成るへく速に提出せられむことを望む

右建議す

〔齋藤珪次君登壇〕

○齋藤珪次君　官吏恩給法及之に關聯する諸規定の改正に關する建議案の理由を説明致します、此理由書にも認めましたるが如くに、現行の官吏恩給法は明治二十三年の制定に係るものでありまして、即ち三十年前の昔に於て制定せられたのであります、隨て社會狀態に顧みますれば、此適用上如何にも不備であるのである、總て此二十三年に於て議會開會前に、時の政府は是等の事を制定致しましたるが爲めに、咄嗟の間即ち議會と云ふものが如何なる喙を容れるかと云ふことを心配して、此案を議會前に咄嗟に造つたものでありますから、總て此等に關する規定は二十三年の六月より議會の開ける十一月までの間に制定されたものであります、以て其用意の不十分たるを知らるゝのでありますが、兎に角三十年の年月を經過して居りますから、今日の時勢に適應せざることは全く無理はないのであります、一體官吏は申上げるまでもなく、一意專念奉公の至誠を以て國家に仕へて、さうして其老後を安樂に其安定を得んが爲めに、他の事は顧みず、此官吏の職に盡して居ります故に、之を待つには、相當の[illegible]を以て致さなければならぬ、然るに三十年の昔の待遇が今日依然として繼續するのでありますから、此實生活に適せざることは無論のことであるのであります、それ故に此關聯する規定を併せて私は改正を是非望んで居りますが、如何にせん此官吏恩給法に關聯する規定は幾多あるのでありまして、之を改正せんとするには、到底短日月の調査ではないので、それ故已むを得ず私の微力到底之を起草することが出來ませぬから、建議案として政府に迫つて、さうして政府をして此改正案を成べく速に提出せしめんと致すのでありますが、其先づ要點だけを茲に列擧して申しますれば、官吏恩給法の第五條にある恩給の率、即ち前申上げました通り、三十年の昔に於て其慰安を與ふべき率であるが故に、今日の物價騰貴に於て到底盡すべくもない、之を適當の率に改め、又其官吏の遺族の權利となつて居る扶助法の第四條の扶助料の率も、同時に改正をする必要があると認むるのであります、是等は適當なる增加を必要と認むるのであります、それから第八條に雇員が月給を受けて、さうして一定年限以上同一官廳に勤續して居つて、判任官に採用された時分、現在の恩給法に於ては其月數と云ふものを恩給に加へないのであります、恩給年限は其雇員の勤めて居つた雇給の間の分は加へないのでありますけれども、是は相當の力倆を有し、相當の熱心を以て其奉公の實を擧げたることは同一であるが故に、是は恩給年數の中に全部加へざるも相當の期間と云ふものは加へるが、相當であると存じますので、即ち之を加へると云ふことの一項を加へたい、それから第九條第一號に年齡二十歲未滿の在官者には、其在官年數を恩給に加へないことになつて居る、是も如何にも甚しい不都合である、即ち其人の能力に依つて二十歲以內と雖も十分力ある者であるならば、其勤めた年數を恩給年限に加へても少しも差支なからう、況や今日の現制度に於て、此官吏試驗文官任用令の試驗に於ては、二十歲以下と雖も之を試驗することになつて、即ち年齡の制限を撤廢してしまつた、然らば二十歲以下と雖も、其技倆技術に於て相當なるものは、是は立派な官吏資格を有するのであるが故に、一面資格を與へて置きながら、此試驗をして採用して、それを恩給年限に加へないと云ふことは、非常な不都合の點と見られるのであります、此二十歲未滿の者の在官日子を加へないと云ふことも、之を改めなければならぬと存じますそれから恩給法第十八條及官吏遺族扶助法第十二條の違反者に制裁を加へるの規定を設くると云ふこと、或は全然此規定を廢して自由に致すかと云ふことにしやうと云ふのであります、是は御承知の通り此官吏が恩給を受けて居る、此又官吏の遺族を扶助料を受けて居る所のものを擔保となし、或は賣買讓渡、質入、書入となすことに付ては、之を爲させないと云ふことを規定してある、けれども其爲したものに付ては何等制裁がございませぬが故に、今日に於ては殆ど是は默認されて、自由勝手に此恩給を抵當又は書入等致して居る、甚しきは惡漢の爲め國家より與へた貴重なる權利を奪はれてしまふと云ふが如き事が幾多あるのでございますが故に、之を自由に爲したる者に制裁を加ふるか、然らざれば今日の時勢に依つて恩給者と雖も、或は事業を營むとか或は其他金融の途を得る必要がありと認めれば、此金融の途を與へるに付ては、國家か管理する、制限を加へてさうして民間金融者に此恩給を以て安全に金融を與へるべき途を立てるか、何れかの途を立てなければならぬ、今日の有樣に放任し置きますれば折角國家の與へたる恩給をば官吏は之を惡漢の爲めに奪はれる、又遺族は之を失ふと云ふやうな現況でありますが故に、此改正の必要を認むるのであります、それから第十六條に恩給請求期間と官吏扶助法請求期間とが違つて居るのであります、即ち官吏は恩給を受くべき事由が生じて以來、七箇年間は恩給請求權を有つて居る、然るに遺族扶助法の第十二條に於て其請求期間を三箇年と短縮致して居りまして是が兩立致さないので之も一致させなければならぬと考へる點であります、それから尙ほ十六條に改正を加へたいのは、現行法に於ては官吏恩給法の第十六條には先刻申上げた通り、官吏が恩給權の事由の發生した時分に、之を七箇年內に請求しなければ其權利を失ふと云ふことになつて居りまして、其官吏は在職中或は又一時官を辭して再び官に就いて、在官中と雖も何れにせよ、七年經過すれば、其人は恩給の權利を失ふのでありまして、是は非常に誤解を生じて居る、實は私は此問題の爲めに之を提出する動機になつたのであります、一體官吏の在職にして居る、若くは在職して一旦其職を罷めて尙ほ在職中と云ふものに於ては、恩給は請求せざるも、恩給は繼續するものと思つて居つた、何故ならば職に就いて居る間は恩給は呉れるのでない、罷めた場合に初めて恩給は呉れるのであるが故に、在官中は請求權は停止されて居るものであるが、斯う思つて居つた恩給の支給を停止すると同時に、請求權を停止するものと斯う思ふた、然るに左樣にあらずして、法律は七年の間に所謂請求を停止せば、在官して居ると否とに拘らず、總て權利を失ふことになつて居りますが故に、實際に於て實に氣の毒に堪へない者がある、私の知つて居る者が官吏として十五年に三箇月と云ふ其期限に達した時に病氣で辭して、さうして滿一年の間に病氣が癒つて再び官吏になつた、恩給の時期に達して居るが、在職中である、在職中であるが故に恩給は支給されぬのであるから、請求權は停めて宜いと思つて、在職して居る間に七年間は過ぎ去つてしまつた、此人は恩給權を失つたのであります、實に氣の毒である、然も二十七年四箇月國家の爲めに奉公した人でありますが、是は如何にも困つたと云ふ事であるから、私が調べて見ると事實いけない、之を段々恩給局長に就て調べて見ると全國此厄難に遇ふて居る者が幾多在るのでありまして、如何にも恩給を停止されて居る、請求權を停止されて居るやうに考へて、之を出さなかつたと云ふことが幾多ある、然らば是はどうしても救濟するものであつて、恩給支給が停止されて居るが故に、權利も亦停止されて居ると云ふことは强ち無理でないからして、此七年と云ふことの制限には一つ條項を加へたい、乃ち之に就ては前項の期間內に再び官に就き滿一年以上在官したる者に付ては其の退官の時より前項の規定を適用す、と云ふことにして之を救濟したい、尙ほ此の事は唯今申上げた通り、社會に實際此の厄難に遭うた人が幾多あると云ふことを見ますれば、一たび此の改正案にして政府が提出される以上は、是等不幸者に向つては、此の恩典を溯らせまして、而して既に失權して居る者にも、此同一事情の者には之れを復活せしむると云ふことに致したいと云ふのが、此の趣意になつて居るのであります、先づ大體の趣意は右樣のことでございまして、之れを應用して參りますれば、乃ち軍人恩給法、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法、それから府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法、巡査看守退隱料及遺族扶助料法、朝鮮に於ける學校職員にして國庫より俸給の支給を受けさる文官判任以上の者の退隱料及遺族扶助料に關する法律、臺灣に在勤する地方稅支辨の俸給を受くる文官判任以上の學校職員退隱料及遺族扶助料に關する法律、樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料に關する法律と云ふが如き、是れ等關聯したるものが皆此に幾多の改正を致さなければならない、尙且官吏恩給法中に於いても、私の爰に申上げざる點に於て、まだ改正を致すべき餘地甚だ少なからざるものありと認めまするが故に、之を政府が速に調査を致して、而して此不幸なる官吏を救濟するの改正案を速に提出されることを望むのであります（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　岩崎君動議に御異議ありませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君) 御異議が無ければ動議の如く決しました、日程第二十一、松戸高等園藝學校移管に關する建議案――吉植庄一郎君。

第二十一 松戸高等園藝學校移管に關する建議案(吉植庄一郎君外九名提出)

松戸高等園藝學校移管に關する建議

松戸高等園藝學校を文部省所管に移し國費を以て該校設立の目的を完成せられむことを望む

右建議す

〔吉植庄一郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○吉植庄一郎君 本案は丁度是で私は三回提出致します――三回目の提案でございます、此松戸園藝學校の事に付きましては、前二回とも本院を大多數にて通過致して居りまして、其都度政府も之に賛成を表明致して居りました、其結果、昨年の豫算に於きましては文部省豫算の中に――直ちに移管することは困難であるが、先づ以て補助しやうと云ふことで多分六千圓程と存じましたが、文部省の補助費の中で之を補助されて居ります、本年の豫算の中にも是は編入されて居つて、既に其豫算は當院を通過し、尙ほ本日貴族院を通過した譯であります、併し吾々の提出致して居ります趣意は、一部補助にあらずして、千葉縣立の此學校を文部省の所管に移して、國費を以て當然經營すべきものなりと云ふ意見を持つて居るのであります、政府も趣意に於ては贊成致して居るのでありまするが、財政の都合で常に是が引張られて、漸く僅かの補助金を昨年より出して貰ふと云ふことになつて居ります、此學校は日本には唯一の學校であります――高等の園藝を專門に教授する處は日本に唯一つである、此學校を既に卒業致したる者が二百數十名、約三百名近くの者になつて居りまして、縣が此學校を拵へてから、約十年間縣費を以て之を支辨して居ります、最初は經常費年額一萬八千圓のものでありましたが、段々設備を加へ、生徒の殖えるに從つて、今は三萬五六千圓の縣費を之に投じて居ります、此學校を卒業したる生徒はどう云ふことになつて居るかと申しますと、是は全國に分布されて居ります、入學する生徒も千葉縣松戸に學校は在りますが、此學科の性質上、全國から入學致します生徒の比例を申しますると、千葉縣に在籍の者が三分の一弱であります、即ち十分の六七と云ふ者は全國から集まる所の學生であります、而して卒業したる所の者が各府縣に分配されまして、或は農事試驗所の技師となり、或は地方簡易農學校の教諭となり、さう云ふ者が最も缺乏致して居りますからして、凡てさう云ふ方面に使つて居ります、到る處の諸縣に於て此學校から出たる卒業生が大變に調法なものになつて居りまして其府縣に於ける果樹園藝と云ふものに就ての進步を、常に是は促進しつゝあるのであります、それで御承知の如く今日は食糧の問題が八釜敷うございますが、日本の副食物として主に日本人の食物に供されて居るものが植物である、即ち菜食國民である、此菜食國民として主食の米麥に次ぐ所のものが、果實蔬菜でありまするが此果樹蔬菜の園藝栽培と云ふ事に就ては、從來多く研究されて居らぬ、是は此菜食國民としては實にどうも不用意千萬であつたのでありますが、此學校に依て學理を敎へられ、又改良進步の方法を授けられた所の此卒業生が、各府縣に分配されて今は全國蔬菜果樹と云ふものゝ事業の進步を促しつゝあると云ふ事は、國家に對しても貢獻する所決して小でないと思ふ斯う云ふ性質のものが何故に千葉縣でやつたかそんなものは初から國でやれば宜しい、何故に千葉縣で之をやつたのであるか、やつたのが惡いぢやないかと云ふ斯う云ふ議論が出るならば、是は寔に僭越の沙汰であります、去りながら千葉縣も蔬菜の栽培地としては東京に近接して居りまして、蔬菜果樹が千葉縣の產業の一つであります、そこで縣の當局が之を計畫して、縣會も之に贊助をしてやつたのであります、然るに最初は一萬四五千圓の經費で足ると思つたのが、段々增加致しまして三萬七八千圓乃至四萬圓、尙ほ改良すればもう少し要ると云ふことになつて參りました、而して縣下から僅に三分の一以內の學生しか入つて居ない、而も其惠は全國が之を享けるのである、千葉縣會では之を永久に持つて參ると云ふことに付ては、段々に異論が起つて參りまして、年々縣會は之を文部省に移管して貰ひたいと云ふので、黨派の異同を問はずして、常に全會一致を以て縣會は此決議を致して、其請願は縣會より當局にも始終其都度提出されてあるのであります、茲に困つた事を生じましたのは、昨年の縣會に於て――昨年末の縣會に於きまして、どうも五千圓や六千圓の補助金ではやり切れない、今に政府がやつて吳れるだらう、建議案を提出してから、既に本年で六七年を經過して居る、建議案が委員會を通過して政府も同意を唱へて居るのである、今に財政の都合が付いたならば、是は當然どうにかして吳れるであらうと思ふ、樂しみに致して居つたのでありますがそれがどうしても僅に五千圓そこらの補助金と云ふことになつて參りましたから、其位の事では到底縣が負擔に堪へない、段々縣費も增加して參りますから、負擔に堪へないと云ふことから、昨年秋の縣會に於ては、廢校の事に一致したのである、さうして縣知事に向つて、此豫算は通過せしむるけれども、條件を附けた、即ち若し政府が之を移管してやつて吳れると云ふ事になるならば宜いが、さもなくんば廢校の外はない、さうして縣だけの人々が其恩惠に浴すべき簡易農學校なり、甲種農學校の如きものにして、豫算の組變をして出すと云ふことを、滿場の一致の決議を以て此の豫算を縣會は通過致して居ります、即ち條件附決議になつて居ります、此に於て知事も何とか此處分をしなければならない、斯う云ふ破目になつて居ります、それで今日入學して居る學生は、非常に憂慮して、學校が潰れる事になるのであるか、其儘持つのであるか、さう云ふ事に付て非常に心配するから、學問も手に著かない、又今は丁度學生の募集期に當つて居りますけれども、募集すると云うても、今潰れる學校に誰も入らうと云ふ者はない、殆ど現在の學生か方向に迷つて居るのみならず、將に進んで斯の如き敎育を受けんとする學生も、方向に迷つて居ると云ふ狀態である、それで既に縣の方では此學校の敷地の如きも百四十五町步を持つて居りまして、色々の試驗場も其中に出來て居りまして、相當設備には金が掛つて居りますが、其敷地も設備も、學校全部を擧げて國家に獻納致すから、之を國に於て經營して貰ひたいと云ふのであります、是はどうしても此場合に速に政府の方針を決して貰ひませぬければ、來年の四月までは長算が兎に角條件附でも何でも此學校を經營するだけの經費は通過致して居りますから、來年の年度代りまでは此學校の存續と云ふことは、幸に知事の酌慮に依つて出來て居りますが、それから先と云ふものはどうなる事やら分らないと云ふやうな事になつて居りまして、殆ど是は迷惑千萬な事になつて居ります、斯う云ふ譯柄になつて居りますので、是非諸君の御同情に訴へて、御贊成を仰いで、是非是は既に政府が昨年度に於ても、本年度に於ても、是は當然さうしなければならぬと云ふ趣意の一端として補助が出て居るのであります、永久に是は縣がやるべきものであつて、唯々國が僅かの補助をしやうと云ふものではなくして、總て是までの內閣も是は國でやるが相當なり、相當であるが財政の都合が之を許さぬものだから、據ろなくどうか財政の餘裕が付いたならばと云ふので、僅か五千圓か六千圓の補助が出るやうになつたのである、此經過に徵して以て見ても、今更起つた問題ではないのであります、又政府の意思を翻さうと云ふのでもない、是は國家全體の上から云へば僅か三四萬圓の事であります、併ながら我國に於ける家事園藝の敎育と致しましては、唯一の日本中他に一も無い學校である、此處までに縣が十年以上も金を掛けて、賴まれもせぬ事をやつて來たと云ふ事に付ては、國としても相當に考へてやつて貰はなければならぬ、決して吾々は學校を分捕らんと欲するとか、どうしやうと云ふ事ではなく、又唯今思ひ付いた事でもありませぬ、是は實際としても國でやつて貰はなければならぬ事柄になつて居るのであります、千葉縣に於ては各派の代議士も總て一致して居ります、縣會議員も全部一致して居ります此問題の爲めに始終頭を惱まして居りますので、何卒是を諒察下すつて、滿場の御贊成を得て、政府事業として速に實行させるやうに御援助を仰ぐ次第であります、巨細の事は委員會に於て申上げます。

○岩崎勲君 本案は音樂學校設置に關する建議案の委員に併せて付託せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ぶ者あり〕

○副議長(濱田國松君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(濱田國松君) 御異議がなければ音樂學校設置に關する建議案の委員に併せて付託することに決します――日程第二十二、水產敎育機關擴張に關する建議案を議題と致します――關矢儀八郎君。

第二十二 水產敎育機關擴張に關する建議案(關矢儀八郎君外二名提出)

水產敎育機關擴張に關する建議

我か國に於ける水產事業は年一年に發展し隨て水

産上の學問技術あるものを要求する甚だ多きに至れり然るに之か需に應する人材極めて乏しく當業者の遺憾とする所たり故に之か教育機關を擴張して人物を養成するは蓋當面の急務たるを認む依て先つ左の方法を講せられむことを望む

一　現在の水産講習所を擴張して生徒の收容力を増加すること

二　各府縣に勸奬して中學程度の水産學校を起すこと

右建議す

「關矢儀八郎君登壇」

○關矢儀八郎君　本案建議の大要を簡單に述べます本案は曩きに日本全國水産組合大會に於きまして要望したる所の一事項でありまして、即ち吾々も之に同意したるものであつて、是は全國の當業者の聲であるのであります、御案内の通り水産教育と云ふ方では是まで餘り學問のある、即ち學識あるものを要さなかつた、別に學者即ち學識者を要さないやうに考へて居りましたが、最近歐羅巴の大戰などに促されまして段々日本の水産品と云ふものが、海外に輸出されるやうになつた、此に於きましてどうしても學理に依て製造しなければならぬと云ふ事が、水産業者の頭に感じて來たのであります、斯樣な譯でありまして、各方面から水産學校出の人を要求するものが甚だ多くなりました、然るに此教育を受ける所の場所及其卒業者と云ふものが、極めて僅々たるものであります、御案内の通り大學校にもあります、北海道の農科の方にもありますけれども、極めて僅々たるもので五名か十名の卒業者を見る位のことになつて居る、それから又東京に在ります水産講習所の方も、僅に生徒の收容力は八十名に過ぎないのであります、是亦卒業者を出しますこと僅に三十名か三十五名しか出して居らぬのであります、斯樣な譯で需用と供給が甚だ均衡を失して居るのでありますから茲に一の案を立てたのであります、それは色々の希望もありますけれども兎に角唯今の水産講習所を擴張致しまして、生徒の收容力を倍加すると云ふことは、極めて經濟的であり、極めて實地に適應したる方法であらうと云ふ事に決定した次第であります、是が第一の方法であります、第二は一體此水産講習所なり、又は大學の方に入る人の少ないと云ふことは、文部省あたりでは是は其希望者が無いのであると云ふやうな話もありまするけれども、さうでなくて、此一體に水産教育を受けたる人が無いからして、自然と其所に入る者が少ないのであります、其理由に依りまして、どうしても府縣に奬勵を致しまして、中學程度の水産學校を起さなければならぬのであります、目下の所日本全國に漸く北海道、嚴手、宮城、新潟、福井に中學程度の水産學校と云ふものが六校しかないのであります、而して其卒業者は漸く百十數名を數ふるに過ぎないのであります、左樣な事でありますから其上の學校がありましてもそこへ入るだけの力を持つて居る者が無いから、實は上の方の機關が振はぬのであります、此故に之を各府縣に勸奬致しまして、必ずしも各府縣の者に命じて中學を立つる抔云ふのでありませぬが、餘り漫然たる中學を澤山立つて置くことは、御案内の通り中學生の措り場に困つて、政府が頭を惱まされる一つの惡るい傾向を持つて居ります故に、水産のある府縣には當局者が之に勸奬して、中學程度のものを變更するのも一つの策でないか、斯う云ふ理由の下に各府縣に勸奬して、成べく水産の盛なる縣には中學程度の水産學校を擴張させるやうにして戴きたい以上の方法を以て此今日の最も必要なる所の技術家を澤山供給して戴きたいと云ふ趣旨であります、宜しくどうぞ贊成を願ひます。

○岩崎勲君　本案は前日程と同樣、音樂學校設置に關する建議案外一件の委員に倂せて付託せられんことを望みます。

○副議長(濱田國松君)　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

「異議なし異議なし」と呼ふ者あり」

○副議長(濱田國松君)　御異議がなければ岩崎君の動議の如く決します、是にて本日の日程は終りました、次回の議事日程は公報を以て御通知を申上げます、本日は是にて散會致します。

午後五時二十四分散會

○大正八年三月二十日(木曜日)

午後一時九分開議

議事日程　第二十五號

第一　朝鮮輕便鐵道補助法案(政府提出)　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　和氣神社昇格に關する建議案(小橋藻三衛君外八名提出)

第四　朝鮮及臺灣の産米增殖に關する建議案(牧山耕藏君外十名提出)

第五　新聞紙法改正に關する建議案(松田源治君外十二名提出)

第六　狩野川改修に關する建議案(岩崎勲君外一名提出)

第七　農業政策に關する建議案(赤間嘉之吉君提出)

第八　陸軍下士卒優遇に關する建議案(高田耘平君提出)

第九　北海道拓殖完成に關する建議案(寺田省歸君外二名提出)

第十　發電用水利權の法規制定に關する建議案(石原正太郎君外一名提出)

第十一　能代、五所川原間鐵道建設に關する建議案(工藤卓爾君外四名提出)(委員長報告)

第十二　延松鐵道速成に關する建議案(長峰與一君外三名提出)(委員長報告)

第十三　山口縣德山港を特別輸出入港と爲すの建議案(渡邊祐策君提出)(委員長報告)

第十四　圓山川改修に關する建議案(齋藤珪次君外一名提出)(委員長報告)

第十五　水産講習所内に淡水科特設に關する建議案(西川太治郎君外五名提出)(委員長報告)

第十六　水産業統一機關に關する建議案(唐端清太郎君外名提出)(委員長報告)

第十七　水産銀行設立に關する建議案(鶴澤宇八君外二名提出)(委員長報告)

第十八　(特別報告第百五十四號)葉煙草耕作段別に對し補償金交付の請願(委員長報告)

第十九　(特別報告第百六十三號)航空事業國庫補助の請願(委員長報告)

第二十　(特別報告第百六十四號)大任村に郵便局設置の請願(委員長報告)

第二十一　(特別報告第百六十五號)皆瀨郵便局に集配並電信事務開始の請願(委員長報告)

第二十二　(特別報告第百六十六號)濱田郵便局に電信事務開始の請願(委員長報告)

第二十三　(特別報告第百六十七號)枝幸村字音標に郵便局新設の請願(委員長報告)

第二十四　(特別報告第百六十八號)吉城郡へ配達する小包郵便物遞送線路變更の請願(委員長報告)

第二十五　(特別報告第百六十九號)坂上郵便局と幸歸郵便局との間に遞送開始の請願(委員長報告)

第二十六　(特別報告第百七十號)日本海横斷航路を七尾港に延長の請願(委員長報告)

第二十七　(特別報告第百七十一號)茅沼に無集配郵便局設置の請願(委員長報告)

第二十八　(特別報告第百七十二號)東國分郵便局に集配事務開始の請願(委員長報告)

第二十九　(特別報告第百七十三號)中和郵便局に集配事務開始の請願(委員長報告)

第三十　(特別報告第百七十四號)大崎村字大崎に郵便局設置の請願(委員長報告)

第三十一　(特別報告第百七十五號)東太眞郵便局に集配事務開始の請願(委員長報告)

第三十二　(特別報告第百七十六號)山崎郵便局に集配事務取扱開始の請願(委員長報告)

第三十三　(特別報告第百七十七號)木下郵便局に特設電話設置の請願(委員長報告)

第三十四　(特別報告第百七十八號)田平村に無集配郵便局設置の請願(委員長報告)

第三十五　(特別報告第百七十九號)應折村に郵便局設置の請願(委員長報告)

第三十六　(特別報告第百八十五號)鵜川村に登記所設置の請願(委員長報告)

第三十七　(特別報告第百八十六號)人舞村字淸水に登記所設置の請願　委員長報告)

第三十八 （特別報告第百八十七號）日野春村に登記所設置の請願 （委員長報告）

第三十九 （特別報告第百八十八號）喜連川町外二箇村を宇都宮區裁判所管轄に變更の請願 （委員長報告）

第四十 （特別報告第百八十九號）大野村大字黒野に登記所設置の請願 （委員長報告）

第四十一 （特別報告第百九十號）八束、川上、中和三村中に區裁判所出張所設置の請願 （委員長報告）

第四十二 （特別報告第百九十一號）盲啞教育令發布の請願外十九件 （委員長報告）

第四十三 （特別報告第百九十二號）公立盲啞學校設置の請願外十九件 （委員長報告）

第四十四 （特別報告第百九十三號）三陸沿岸鐵道敷設の請願外三件 （委員長報告）

第四十五 （特別報告第百九十四號）八戶、久慈間輕便鐵道延長の請願 （委員長報告）

第四十六 （特別報告第百九十五號）天鹽線速成の請願 （委員長報告）

第四十七 （特別報告第百九十七號）弘前、田代間輕便鐵道速成の請願 （委員長報告）

第四十八 （特別報告第百九十八號）天鹽線速成の請願 （委員長報告）

○議長（大岡育造君） 諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一昨十九日政府より提出せられたる議案左の如し

朝鮮輕便鐵道補助法案

一今二十日政府より提出せられたる議案左の如し

北海道拓殖鐵道補助に關する法律案

一去十八日議員より提出したる議案左の如し

農業政策に關する建議案

提出者 赤間嘉之吉君

陸軍下士卒優遇に關する建議案

提出者 高田耘平君

北海道拓殖完成に關する建議案

提出者 寺田省歸君 東武君 中西六三郎君

發電用水利權の法規制定に關する建議案

提出者 石原正太郎君 松井文太郎君

一昨十九日議員より提出せられたる議案左の如し

産業組合法中改正に關する建議案

提出者 內藤傳祿君 堀尾茂助君

農業倉庫業法中改正に關する建議案

提出者 內藤傳祿君 堀尾茂助君

一今二十日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

地方税制限に關する再質問主意書

提出者 小林嘉平治君

一去十八日貴族院に於て本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

開墾助成法案（政府提出）

大正八年度歳入歳出總豫算案並大正八年度各特別會計歳入歳出豫算案

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

（第一號 臨時軍事費豫算追加案

（第一號）大正八年度歳入歳出總豫算追加案

（追第一號）豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

大麥、小麥及小麥粉の輸入税減免に關する法律案（政府提出）

一今二十日貴族院より受領したる政府提出案左の如し

醫師法中改正法律案

一今二十日貴族院に於て本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

執達吏規則中改正法律案（政府提出）

執達吏の手數料及立替金增額に關する法律案（政府提出）

利息制限法中改正法律案（本院提出）

煙草專賣法中改正法律案（本院提出）

織物消費税法中改正法律案（本院提出）

一今二十日貴族院に於て本院の送付に係る左の議案に對し第二讀會を開かさることを議決したる旨同院より通牒を受領せり

未成年者飮酒取締法案（本院提出）

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に揭載す〕

一去十八日帝國博物館完成に關する建議案委員百瀨清治君辭任に付其の補闕として小泉策太郎君を議長に於て選定せり

一昨十九日外客の招致及待遇に關する建議案外一件委員赤尾彦作君、澤來太郎君辭任に付其の補闕として隅田留吉君、八木逸郎君を、刑事訴訟法中改正法律案外二件委員井島義雄君辭任に付其の補闕として前田米藏君を、明治三十四年法律第三十號中改正法律案委員磯部尙君辭任に付其の補闕として河上哲太君を孰れも議長に於て選定せり

一今二十日東京市に關する法律案委員秋本喜七君辭任に付其の補闕として漆昌巖君を議長に於て選定せり

一去十八日辭任したる常任委員左の如し

第三部選出豫算委員 山田珠一君

一昨十九日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第三部

豫算委員 高田耘平君（山田珠一君補闕）

一昨十九日委員長及理事互選の結果左の如し

大正四年法律第十六號中改正法律案委員

委員長 松浦五兵衞君

理事 松田三德君

度量衡法中改正法律案委員

委員長 齋藤安雄君

理事 臼田久內君

醫師法中改正法律案委員

委員長 八木逸郎君

理事 中村靜興君

明治三十四年法律第三十號中改正法律案委員

委員長 三輪市太郎君

理事 堀尾茂助君

朝鮮西岸各港と大阪、横濱間並仁川と靑島、上海間に定期航路開始に關する建議案委員

委員長 渡邊祐策君

理事 牧山耕藏君

小學兒童口腔衞生施設に關する建議案委員

委員長 佃安之丞君

理事 赤間嘉之吉君

東北本線安達驛又は松川驛、川俣町間輕便鐵道建設に關する建議案外二件委員

委員長 高岡唯一郎君

理事 近藤達兒君

愛媛縣今治港開港に關する建議案委員

委員長 政尾藤吉君

理事 河上哲太君

貫生川、加茂間輕便鐵道建設に關する建議案委員

委員長 井上敬之助君

理事 渡邊昭君

官吏恩給法及之に關聯する諸規程の改正に關する建議案委員

委員長 齋藤隆夫君

理事 小川鄉太郎君

一昨十九日理事補闕選擧の結果左の如し

農務省新設に關する建議案委員

理事 堀尾茂助君（上田彌兵衞君補闕）

一昨十九日衆議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の如く指定せり

一二三 大島宇吉君

○議長（大岡育造君） 是より會議を開きます、御諮り申す事があります、第七部選出豫算委員渡邊陳平君、第四部選出豫算委員磯部尙君、第八部選出豫算委員元田肇君、右常任委員辭任の申出があります、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議無ければ許可いたします、最早會期も切迫して居りますから、即刻補闕選擧を行ひ御屆あらんことを希望いたします、日程…

○三木武吉君 議長。

○議長（大岡育造君） 三木君、何ですか。

○三木武吉君 議事の進行に關し緊急動議がありま す、本日の既定日に入るに先たちまして、國民多數の與り聽かんと欲する講和會議の經過、西伯利、支那、並に南洋占領地に關する外交の經過を、我黨小寺謙吉君の名に依つて質問を爲すべく提出を致したいのでございます、日程を變更して直ちに上程せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 今日は總理大臣は出席が出來ぬさうでありますが、それでも宜しうございますか

○三木武吉君 甚だ遺憾でございますけれども、總理大臣の答辯は最近の後日に期しまして、質問演說だけを直ちに許されんことを希望致します。

○議長（大岡育造君） 議事日程を變更して質問を致したいと云ふ、唯今御聽の通り三木君から動議が出

ましたが、許可するに御異議はありませぬか。

○岩崎勲君　日程變更の動議に賛成致します。

○議長(大岡育造君)　御異議はありませぬか。

［「異議なし」と呼ふ者あり］

○議長(大岡育造君)　御異議が無ければ許可致します、小寺謙吉君。

外交に關する緊急質問

［小寺謙吉君登壇］

［拍手起る］

○小寺謙吉君　講和會議も目下進行中でございますが、政府は今日に至るまで、未だ其の經過及政府の方針に於きまして、何等國民を滿足せしむる、又今日國民が懐いて居ります所の、不安を取去る手段をせられないのであるか、去る一月二十一日に政府は方針を述べられ、又引續き緊急問題と致して吾々同志を代表して、武富君が二月四日に質問をされましたが、それに就きましても亦政府は、巴里講和會議の申合、或はことを外交の秘密に藉られ、滿足なる答辯をせられなかつたのであります、最早會期も切迫致しまして、問題は緊急であります、又國民に大關係を有する問題であります、今日は遺憾ながら總理大臣は御出席が無いさうでありまするが、問題が重大であります、又緊急である、最早會期は幾らも無いのでありますから、此の場合に質問を致しまして、其の答辯は、成べく迅速に答辯を煩したいと思ふのであります、唯今質問を致さんとするところの問題は、大體を申上げまするど、國際聯盟に關する人種の待遇問題、國際聯盟と日英同盟協約の問題、又南洋諸島に關する問題、國際勞働問題、及講和豫備會議に於ける支那委員の態度、及日本委員の態度に就き質問を致したいと思ふのであります、又西伯利出兵問題、此の前途は如何になるのであらうか、又政府が期待せられましたところの支那和平統一問題、是も今日は甚だ行惱のやうになりまして、政府が宣明せられたるところの御趣意は、全く徹底致して居らないやうに見受けるのであります、是れ等に就きまして、漸次項目を分ちて質問を致したいと思ふのであります、先づ第一に人種待遇問題でありまするが、第一國際聯盟上人種の待遇に關し、政府は如何なる種類の提議を爲せりや、此事實如何、第二に政府は一旦提議せんと決心したる以上は、飽までも是が貫徹を期するの確信ありや、第三に右提議に先だつて、政府は英米兩國の如き特殊の關係ある政府と、豫め隔意なき協議を遂げて、遺憾なき豫備行動を取りしや否や、人種待遇問題に就きましては、政府は此内閣を組織せられてから以來、一定の案が無かつたやうであります、唯々國論が此問題に就きまして騷然として起るに會ひ、忽ち此國論に順應せんが爲めに、何等かの案を講ぜられたやうであります、尤も國際聯盟案が成立する以上は、日本人が世界に於ける聯合與國として、五大強國の中に入つて居る、又一定の文化の程度の進んだ國民である、此者が他の四大強國の國民と同一の特權を有し、待遇を受けるに到ることを望むのは、國民一般が非常に期待し居る點であります、殊に今日政府側で頻りに申される所に依りまするど、人種差別撤廢の議を提唱して、其主張を貫徹せんとする志があるさうである、或は又人種差別は申さないが、門戸開放を主張する考である、兎に角政府の此問題に對せられる名目は何れと致しましても、何等か茲に一種の提案を爲さんと云ふことを考へられて居ることは事實であります、我講和委員の牧野男は、二月十三日巴里の電報に依りまするど、講和全權委員の懇話會の席上に於て、國際聯盟を爲す以上は、移民條項に人種的の差別を設けることを得ないと云ふ事を、規定をしたいと云ふことを述べられたのであります、所が何者も之には賛成しなかつたと云ふ狀態である、事實を承りまするど、米國大統領「ウヰルソン」は、主義として賛成の意を漏した、又英國外相「バルフオーア」君は、此提議は甚だ成立に困難なるを説いたと云ふことである、又佛國の「クレマンソー!」君は、同じく困難なることを説いたと云ふことであります、さうしまするど、此人種問題はどうなつて居るのであるか、成程政府は仰しやるかも知れぬ、牧野男の非公式の席の言葉である、政府は之に對しては何も責任は無いのである、公式の會合でないのであると斯う仰つしやるかも知れませぬが、一體全權委員なる者は、何れに於て發言されても、それは取も直さず公開の席たると私の席たるとを問はず、帝國の政府を代表し、國民を代表したる意義に歸著するのであります、然るに講和委員は、唯々賛成者が無かつたから、之を將來に保留すると云ふ一語を殘して其席は終つたと云ふことは、實際如何なる事であるか、政府は初めから徹底的に是が目的を達すると云ふ御考は無かつたのであるか、又實際承りまするど、人種差別撤廢ではない、門戸開放主義を言ふのである、成程最近の米國の電報を見まするど、石井大使は人種差別撤廢を主張せられた、併ながら勞働問題或は移民問題とは沒交渉の事である、斯う云ふ趣旨の御演説であつたやうである、之に就きましても、米國に於ては甚だ議論が多いのである、又内地に於ては如何でありますか、新聞紙の傳ふる所に依れば、既に人種差別、此問題に就ては何所までも開放主義に依る、之を講和會議の議題とすると云ふ決心を以て、政府は十五日西園寺侯に電報を發してさうして協商與國と隔意ない交渉を遂げる努力中である、此事業は實際でございまするか、單に風説に止まりまするか、之を穿鑿する必要はございませぬが、兎も角も政府は此問題に就て、何等かの解決をしたいと云ふ考はあるやうである、唯々初には漫然と移民條項に差別的待遇を規定すると云ふことは、不可であると云ふことを言つて置きながら、今日は移民條項とは沒交渉である、さうして門戸解放主義の下に人種待遇を迫るのである、さうすると政府は初めから一定の考が無くして唯々事に臨んで一つの説を出し、又それが破れれば復た他の意見を出して居る、講和會議の如き重大なる會議に於て、斯の如き輕卒なる不徹底なる所の考を以て、帝國の主張が貫徹さるると云ふ事は、吾々は信ぜんと欲しても信じ得ざるものであります、一體此交渉を開いて聯盟案を作る會議に於て、其一箇條に入れんとするならば、初めより最も關係の多い所の英國或は米國と隔意なき交渉を遂げて、さうして其承諾を得て、さうして之を國議に出して多數の賛成を得て、さうして成立すると云ふだけの見込が立たなければならぬ、政府は是だけの準備行爲を手落ちなくやられたのであるかどうか、牧野男が懇話會の席上で發言するとそれが直ぐ立消へになつてしまう、さう云ふやうな事では、迚も遺憾なき折衝があつたと云ふことは、吾々は見ることは出來ないものである、殊に此移民問題、人種問題、之を提供するに至りますと米國が反對すると云ふことは、是は年來の日米の關係上當然の事である、千九百十二年の大統領「タフト」君の演説を見ましても、移民問題は國内の問題である外國と折衝すべきものではない、又昨年の夏英帝國の會議を見ましても、印度人の待遇の問題に就て、殖民地は各意見を異にして居る實際である、さうして此問題は解決することを好まないと云ふ狀態であります、左樣な關係でございますから、英國に於ても移民問題に就ては、甚だ議論が多いのであります今日まで之を解決するだけの順序にはなつて居らぬ殊に加奈太或は濠州に於きましては、此亞細亞人を排斥すると云ふことは、今日までの是が重大なる案件であります、一朝にして之を變へることは、餘程重大の理由が茲に無ければならない、其等の事は我講和全權委員に於ても、能く御承知なさらなければならぬのであります、然るに漫然と説を唱へ、さうして其説が成立たない、今度は又手を變へて一つ案を出して見やう、外務當局の談として新聞に載つて居る所を見ますと、當初の所信を貫徹すると云ふ御宣言でありますが、果して貫徹するだけの御確信があるのであるか、其内容は如何であるか、之を御尋したい、又今日までの經過を見まするど、聯合與國と十分なる所の下準備が出來て、承諾を通じて居ると云ふやうなことは、吾々遺憾ながらまだ知らないのでありますから、是等の點に就ても、政府は明瞭なる所の説明を爲され、此人種問題に對する政府の確信を御述になりたいと思ふのであります、又今日まで見まするど、政府が重大なる案件に就て、豫備行動を執らなくして出來た例は無いのである、さうすれば政府なるものは、唯々國民が議論をして居るそれを抑へんが爲めに出されたと云ふのである、それでは餘り政府が無責任ではないか、此外國との交渉顛末、之を國民に明にせられんことを望むのである、人種問題は理想の問題ではありますが、又國際上の今日は現實問題である、府は國民の惑を解くだけの、十分なる所の説明をせられなければならないと思ふのであります、又第二に南洋問題でありますが、是は帝國海軍が今日占領して居りまする中で、特に「カロリン」群島、或は「マーシャル」群島、「マリアナ」群島の始末に關する問題であります、第一政府は南洋諸島領有問題に就き、大隈内閣以來の政策にして、國民の齊しく希望措く能はざる此南洋問題を、如何に處理せんとするのであるか、政府の講和會議に於ける所見如何、第二に國際聯盟案にして成立せんか、南洋諸島領有案は全然否認せらるべきものの如し、即ち所謂國際管理の下に、委任統治を爲すに至らんとするものの如し、政府は講和會

議に於ける其進行の程度を國民に公開し、之を說明するの意思無きか、此南洋の諸島は日獨開戰の結果帝國の占領に歸したるものであります、而して戰後之を如何に處分すべきか、或は之を獨逸に還附すべきか、或は帝國が占領すべきか、大隈內閣の當時に於ては、赤道以北は之を帝國の所領に歸する、以南は之を濠州に渡すと云ふ協定が出來まして、既に之に就きては、英佛兩國に對しても內諾を得て居る實際であります、寺內內閣に於ても、矢張南洋諸島の領有の意思を以て外交上の折衝を爲されたのである然るに現內閣に於きましては、靑島の還附問題に就きましては、議會に於て聲明致されましたが、南洋諸島の處分問題に就きましては、何等の御意見が無いのである、そこで國民は是は如何なる處分になるのであるか、甚だ惑を起して居るのであります、近頃講和會議の經過に依りまして之を考へまするると、太平洋の諸島は他の獨逸の屬領地と同じく、委任統治の形式に依りて統治さるると云ふ狀況に陷つて居るのであります、或は聯合與國の管理の下に統治せらるるものもある、或は又殆ど一國の領土と同じき實質に於て、統治せらるることになつて居るものもあるやうであります、又說を爲す者は曰く、南洋諸島は總て濠州政府の統治下に入るものであると云ふ說もある、又或者は曰く、南洋諸島は日本の委任統治の上に歸するものであると云ふ說もあります、講和會議に於きまして、是等の諸島の最後の處分案は如何なる結末に歸するのであるか、今日も新聞を見まするると、多分日本の主張が聞入れらるるであらう其聞入れらるるのであらうと言はるることは、委任統治問題の何れに歸するのであるか、共同の管理に歸するのであるか、或は日本單獨の委任統治に歸するのであるか、是等に就きまして十分なる所の說明を與へられて、今日までの經過、及將來に對する所の抱負を述べられんことを望むのであります、第三に國際聯盟と日英同盟との關係に就きまして、二三御尋をしたいと思ふのであります（「尾崎君が泣くぞ」と呼ぶ者あり）國際聯盟草案に依れば、該規約に抵觸する、有ゆる國際間の義務を一切廢棄せしむるの趣旨なるが如し、政府は帝國外交の中軸たる日英同盟協約を廢棄するの意思を以て、國際聯盟に贊成しつつありや、將又日英兩國政府は既に隔意無き交涉を遂げ、日英同盟協約を存續するの意思を以て國際聯盟に贊同しつつありや、國際聯盟草案は無論草案でありまして、まだ決定したものではございませぬが、此草案に依りまするると、該規約に抵觸する有ゆる國際間の義務は、一切廢棄すると云ふことになつて居るのであります、さう致しまするると、極東平和の保障の協約を致して居りまする所の日本、是と或は佛蘭西、或は亞米利加、或は露國、是等の協商協約は一切廢棄さるるものと云ふことも、亦考へなければならぬのである、又尙ほ重大なる事は、日英同盟協約も、同樣の運命に陷ると云ふ事も知らなければならぬのである、そこで吾々の甚だ不安に堪へないのは、此日英同盟協約なるものは、帝國外交の中軸である、既に二十年間之を相互に維持し來つたのである、是が極東平和の保障となりまして、今日まで來たのである、無論此間に幾度か或は極東の平和を破らんとした者もありましたが、皆な此の日英同盟の協約の存在せるが爲めに（「ごく東の平和だ」と呼ぶ者あり）其保障は究極に於て維持されたのである、例へば日露戰爭に於ては如何でありましたか、日英同盟協約ありしが故に、斯の如き偉大なる效果を生じて、極東の平和を保障致したのであります（「ごく東の平和」と呼ぶ者あり）又今回の世界戰亂に於きましては如何でございます、軍國主義の獨逸を打破する、成程當時獨逸の軍國主義を崇拜したる人、或は日獨宣戰を輕卒なりとして憂慮せられた人は別でありますが、今日の結果から見まするると、同じく是は東亞細亞の平和を十分保障致し、又世界の平和に貢獻致したのである、さるが故に日英同盟と云ふものは、帝國外交の生命である、萬一國際聯盟の成立に依りまして、是が根底から意義を失ふやうになりましたならば如何でありませう、帝國の前途に對しましては、甚だ憂慮に堪へぬ事が澤山起つて來るのであらうと思ふ、我國民は今日も尙ほ日英同盟協約に信頼を致し、而して其極東の平和を保障することを、之に依つて維持せんとすることに熱心に努めて居るのであります、此政策が一朝にして廢棄せらるるに至つたならば、甚だ國民は憂慮を禁じ得ないのである、政府は一方には國際聯盟に贊成をして居る、是は日英同盟を廢棄する精神を以て贊成をせられて居るのでありまするか、或は又日英同盟を維持し得る範圍內に於て、此國際聯盟に贊成を致されて居るのであるか、又是等に就ては、日英兩國の間に隔意無き所の折衝を遂げられ、一種の了解を得られて居るのであるか、此點を御尋致したいのであります、（「中々原稿の數が多いね」「謹聽」「默れ」「關係が無いわ」「五時半默れ」と呼ぶ者あり、笑聲起る）第四に國際勞働問題に就きまして一二質問を致したい、國際聯盟草案に依れば、聯盟國の男女に對し、公平且つ人道に合せる勞働者の狀態を維持せんとするに在りて、我が講和全權委員は其手段として常設勞働局の設置に同意したるものの如し、此結果最低賃銀及勞働時間の制限を置くに至るべし、歐米各國と同一の制限に依りては、我が幼稚なる產業を保護して、是が發達を期すること困難なるべし、政府は之が爲め何等かの適當なる手段を執るの意思無きか（「早く讀め〳〵」と呼ぶ者あり）此勞働問題は世界的の大問題であります、今度の歐洲戰亂に於きましても、國家を强くするには國民の力を强くするに在る、國民の力を强くするには、多數の勞働階級の健康狀態、道德狀態を改善するのに在ると云ふことに、各國の政治家は著眼を致したのである、さるが故に此問題が國際聯盟の一箇條となつて現れて來たと云ふことも、決して不思議ではないのである、日本は主義として贊成せられて居ると云ふことでありますが、此實際問題になりまして如何でありませう、歐羅巴の方では、或は勞働時間は六時間で宜しい、又其賃銀は最低限度は斯々で宜しい斯の如き事は、直樣日本に是が無條件で以て適用の出來るものであらうかどうか、（「君等の仲間が宣傳するのだ」と呼ぶ者あり）我日本の現在の狀態では、總ての物が歐米各國と同一の狀態にはならぬのである、唯々勞働者のみに、歐米と共通の事を立てましても、他の總ての物が進まなかつたならば、却つて非常なる所の不結果に陷つて、或は將に發達せんとする所の我が工業、之に對して或は一種の打擊を被らぬことは無いであらうか、之を心配するのであります、そこで政府は果して我が產業の發展を期する上に、彼の歐米諸國と同一の最低賃銀、或は勞働時間の制限を、日本に行はんとするの意思を持つて居らるるかどうか、之を承りたいのであります、（「演說を止めて速記錄に原稿を載せて置き給へ」と呼ぶ者あり）又第五に御尋したいのは、講和豫備會議に於ける山東問題に關する、支那及日本委員の態度であります、巴里會議に於ける支那委員の態度には、外交上の慣例を破りて、講和の委員に反する所の行動を敢て致し、甚だ日本の委員は困つたと云ふ話でありますが、政府は其委員の態度を改むるやう、支那政府に對して、友誼的の勸告を與へられたのであるかどうか、或は支那政府委員の態度は、何等の言葉を發さずして、唯々默つて視て居らるるのであるか、之を御尋したい、又第二に、山東問題の講和の豫備會議の議題となりました場合に、我が全權委員は何が故に先づ五大國の會議を開き、さうして日本の公明正大なる態度を辯明して、尚ほそれで不足とあれば、支那の委員を喚ばれて御聽きになつてはどうであるか、英國代表者の「バルフォーア」君が、支那に全權委員を入れて聽いてはどうであらうと言へば、直ぐ日本の委員は之に追從されて、さうして支那の全權委員が色々な事を述べる、或は祕密條約の暴露、或は帝國の支那陝西問題に就き、全く間違つたる所の說明を致して居る、是等に就て彼の支那全權委員が滔々と述ぶると、日本の全權委員は啞然として之を聽いて居つたと云ふ、甚だ不始末なる事であります、是は講和全權委員が余く不用意の結果でもございませうが、先づ第一に五國豫備會議を開いて、其問題を明にして、それから支那の全權委員に辯明を求めると云ふ所の、手段に出でなかつた結果であらうと私は思ふのであります（拍手起る）政府は是等の失態に就きましては、どう云ふ事をせられたであらう、成程珍田大使、或は牧野全權委員が、日本の山東問題に對して、辯明書を新聞に出されて居ると云ふことは承つて居りますが、それは唯々一部の人の滿足を買つただけであつて、講和會議の委員總體の滿足を買ふに至らなかつたと云ふことであります、甚だ是は不始末な事と思ふのでありまするが、政府は此失態に就き、どう云ふ事をせられたか、又西伯利出兵問題に就きましては、西伯利出兵の目的如何、第二に西伯利駐屯軍の必要兵數の標準如何、第三に政府は如何なる時期まで東部西伯利に日本軍を駐屯せしむるの意思なりや、此三箇條に就きまして御聽きをしたいのであります、出兵當初の目的は何であつたかと申しまするに、寺內內閣の時代には「チェック、スロバック」の援助である、又過激派に與して獨墺の俘虜が秩序を紊す、之を掃蕩すると云ふことに在つたのであります、既に此に大目的が達せられまして、寺內內閣が沒落し、

原內閣が出來たのでありますが、現內閣は方針を一變せられて、地方の秩序維持とせられたのであります、西伯利駐屯軍の目的は地方の秩序維持である、然る所今日實際を見まするに、我出征部隊に於ては過激派討伐を目的とせられて居るやうであります、然らば過激派なるものならば、如何なる種類の過激派でも、總て之を討伐せらるるの御考であるか、政府の今日まで議會に於ける言明に依りまするに、過激派を敵とするものでない、又出兵なるものは、地方の秩序維持である、左様であれば今日日本の此駐屯軍の第一の目的は、鐵道線路の警戒、又日本人の生命財產の保護、及聯合與國の臣民の生命財產の保護に止まるのである、何等是以上に內政干渉に及ぶが如き振舞は、一切許されないのである、是が政府の方針である、然るに實際は如何でありますか、先日の山田枝隊の悲慘なる運命に陷つたのは、如何なる理由であつたか、過激派と哥薩克との間に爭鬪が起つて、之に自ら干與して、さうして斯の如き不始末が出來たと云ふではありませぬか、山田少將は露國沿黑龍江司令官「ウエルトプラホフ」此人の名義で以て貼札をさした、其命令の一箇條には如何なるものがありましたか「過激派の手に歸せる村落は其人口の多寡と面積の廣狹とを問はず日本軍に於て燒拂つへし」との一箇條がある、又最近山田司令官は如何なる布告を出して居るか(「無味乾燥」と呼ふ者あり)本職は公明なる手段に依り過激派討伐に從事しあるを示さんとす又曰く「本職は本討伐に於て徹底的打擊を敵に加ふる」云々と言つて居る、(「人に書いて貰つた演說は駄目だ」「無禮な事を云ふな」「五時半」と呼ふ者あり)又豫算の委員會に於ける政府委員の說明は如何であるか、露國の內政に干渉せざると共に其過激派なるものに對しては、何所までも掃蕩すると云ふやうな、考を持つて居りませぬと云うて居る、然らば西伯利駐屯軍の趣旨と又山田枝隊の目的とは、事實に於て非常に相反して居ると云ふ事を言はなければならぬ、又山田枝隊が悲慘なる運命に陷つた場合に米軍に援助を求められたと云ふ事である、然るに米軍は其援助を拒絕したと云ふ說がありましたが、最近「ジヤパンアドヴアタイザー」記者に米國司令官「グレーブス」將軍が語られたる一節には、將軍は過激派討伐を目的とせる日本軍の請求に對し「レブリン」大佐をして日本參謀部に赴かしめ、蜂起せるものは過激派なりや、或は哥薩克兵の行ひ來れる慘虐なる行爲に對する、自衞上單に武裝せるに止まれる一般人民の群集なりやを質さしめた將軍は單に迫害と暴行とに抵抗せる民衆に對し、米國軍隊を使用することを得ずと答へたと云ふことである、さう致しますと、日本軍隊の行動と米國軍隊の行動とは、協調が維持出來て居らないと云ふことになるのである、政府は出兵の目的、駐屯軍の目的と相反せる所の行動を我が忠勇なる軍隊に強ひて、さうして斯の如き所の忍びざる所の結果に陷らしめて居るのである(拍手起る)吾々は日本軍隊が、其目的帝國政府の目的に合した行動をすることを望むものでありますが、帝國政府の目的に反する行動を出先の部隊の司令官がやるに至つては、吾々は之を看過することは出來ないのであります(拍手起る)政府は其本來の目的に鑑みて、出征軍隊をして政府既定の方針に適合せしむるの意思は無いのであるか今日の如き出征軍隊の振舞では、露國人の反感を惹起せしめ、さうして又聯合與國から種々樣々の疑を受ける、何か日本は領土的の野心でもあるのではないか、而して中々高き所の犧牲を拂つて居る、實に是は國民の忍び得ざる所であります、又其出兵の數今日現在駐屯して居りまする所の日本軍の兵數は、何を標準と致して定めたものであるか(「君の意見は撤兵せよと云ふのか」と呼ふ者あり)寺內內閣は漫然と七萬五千の出兵を致しさうして、米國との協調も全く無かつたやうである、(「何が漫然だ」と呼ふ者あり)そこで其出征軍隊は如何でございます(「何が漫然だ、何が漫然だ」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君) 靜肅に願ひます。

○小寺謙吉君 其軍紀或は風紀、是等の點に就きまして、缺くる所が甚だ多かつたのである、(「他人に書いて貰つた原稿は駄目だ」と呼ふ者あり)現內閣は內閣を組織せられて以來(「自ら書いてやれ」「お前と違ふ」「好い取組だ」と呼ふ者あり)大部分を引揚げられ、さうして二萬三四千の數に之を減少せられたのである、此二萬三四千の兵數なるものは何を標準として定められたのであるか、單に地方の警備鐵道線路と、日本人及聯合與國人の生命財產の保障であつたならば、或は尙ほ一層減少する餘地があるかも知らない、又政府は今一層此駐屯軍の兵數を減ずるの意思は無いのであるか、強て過激派の如き者を討伐し、或は又過激派に非ざる者も過激派として強て討伐して居ると云ふことが今日の實際であります(「のう〳〵」と呼ふ者あり)哥薩克に非ざるものは、總て過激派の如く解釋を致して居るのである、斯の如き事が果して正當なる所の解釋であるか、又聯合與國が斯の如き考を持つて居るのであるか(「議會始つてから原稿の數が一番多い」と呼ふ者あり)近頃西伯利から歸つた者の言に依りますると、日本軍を撤退した其方面の狀態を聞きますると、日本軍の多く撤退せられた處程、露國人は日本に對して、賢明なる政策として喜んで居る、之と反對に撤退數の少い方面程、露國人は一種の惡感を懷いて居ると云ふことである(「のう〳〵」「飛んでもないことを言ふ」「馬鹿なことを言ふな」と呼ふ者あり)然らば政府は今一段と此駐屯兵數を減ずるの意思は無いのであるかどうであるか、又日本の駐屯軍は何時引揚げるのであるか、是は中々答辯することは困難でありませう、露國に鞏固なる中央政府が出來るまで、之を置かなければならぬかも知らぬ、併ながら何とかして地方の秩序の維持が、露國人の爭に依つて出來ると云ふ一の方法を講ずることが、聯合與國當面の急務であらうと思ふのである、斯の如くして自治の方針を與へたならば、自然騷亂に飽果てた所の露西亞人が、秩序を重んずるやうになりまして、自治の實が各方面に起つて來るであらう、さうしたならば鞏固なる中央政府を或は造る途が開けるかも知れないのであります、今日(「金で買つた總務には分らない」と呼ふ者あり)露國が無政府狀態である、まだ鞏固なる政府が出來ない、而も東部西伯利に於きまして、如何なる事が最も擾亂の原因になつて居るか之を研究致しまするど全く物資の缺乏である、物資の缺乏は即ち鐵道の不整理である、鐵道の不整理が今日の騷亂を演じて居ると云ふ實際である、然るが故に政府は此方面に力を注いで、成程經濟的の援助もせられると云ふことでございますが、今一段と此方面に力を入れて、單に日本人が東部西伯利に仕事するには援助を與へる、他國の者にはそれ程の援助を與へない、さう云ふやうな窮屈なる所の考を持たず、日本人と露西亞人と共同してやる事でも之を助ける、又歐米の資本家と露西亞人とやる事も之を助ける、又歐米の資本家と日本の資本家とが共同してやる事も之を助ける、斯の如き方法を執られて(「それはやつて居る」と呼ふ者あり)さうして成べく地方の自治思想を早く起させて、自治の兵力を備へるやうに致し、さうして駐屯軍の兵を成べく早く引揚げると云ふやうな方法を講ぜらるゝことが、最も必要であらうと思ふ、日本と致しても、最早今日までに二億に垂んとする所の軍資金を投じて居る、其犧牲の拂はれた高も甚だ少くないのであります、此上國民が尙ほ一層の犧牲を拂ひ、又財產上の負擔をすると云ふことは、又戰後の經營上甚だ是は苦痛とする所であります、政府は是等の事情に鑑み、又列強との協調も今日よりは能く維持せられ、勝手氣儘な振舞をせずに、西伯利救濟の目的を達するやうに努力を願ひたいのでありますか、何者の間違か始終是は日本には起る事である、出先の者が政府の意思に反した事をやる、政府は是等の政府の方針に反したる軍隊の司令官に對して、何等の戒飭をするのであるか、其責任を問ふのであるか、之を御聽するのであります、支那の和平統一問題、是は一月二十一日の議會に於きましても政府が滔々と述べられ、又政友會の原總裁は、其大會の席上に於きましても、妥協は見込がある、日支親善は必ず出來ると云ふ事を言はれましたが今日に至りましてもまだ和平統一は出來ない、如何なる狀態である、之を質問が致したい」支那南北和平統一上の障碍問題は陝西問題と參戰問題とに歸著せるものゝ如し陝西問題は專支那の內政に屬するを以て支那自體に於て之を解決すべきを當然とするも參戰軍問題は其組織援助借款引出兵器供給に付き直接日本と關係あるが故に政府が此問題に就き列強と協調を保ち友誼的警告を發して南北妥協上の障碍物を除却し以て支那の和平統一を促進せしむるの意思なきか」寺內內閣は段祺瑞一派を擁護致して、長い月日の間支那の政爭を繼續せしめた寺內內閣に更はられた所の現內閣は其失敗の成績に鑑みまして、「援段政策を拋棄せられ、借款政策に就ても又一の新しき政策を執られたのである是は吾々同志が年來の主張でありまして此議會に於きましても或は豫算委員會に於きましても、長らく唱へた說である、之を現內閣が御用ゐになつた、甚だ吾々の贊成する所である、併し今日までの結果は如何であるか、其政府の聲明せられたる政策と、其結果は全く矛盾致して居るのであります、所謂政策が徹底的に行はれて居らない、其事實の一つを申上げますると

[illegible]を政府に於て聲明されたが、昨年十一月十二月に至つても、矢張六百七十萬圓程の金額を特殊銀行をして提供せしめられて居る、又兵器の供給は如何である二月十一日にも到著して居る、又本月一杯は何所までも遣ると云ふではないか又參戰軍を編成する、三個師團を編成するのに日本の將校はやつて居る、日本の將校は依然として今日參戰軍の編成に努力致して居る狀況である、所謂口には援段政策支那和平の統一を望むと言はれて居りますが又一面には友誼的の援助は與へる、忠告はする、併し内政干涉はしない、今日此南北妥協會議に於て如何なるものが問題となつて居るか、初めは陝閩問題である陝西と福建省の問題、外交上に於きましては此參戰軍の始末である、陝西福建の問題はどうであつたかと云ふと、福建省の問題は解決は致したが、陝西省の問題は今以て南北妥協することは出來ない、又一面には如何であるか、參戰軍の處分に付きましては列國と協調を保つと云ふことを現内閣は頻りに聲明せられまするが、それは出來て居らない、南方の方は初めから參戰軍の廢止を主張して居る、其目的は何であるか、支那の政局を攪亂した所の段祺瑞なる者が其編成の任に當つて居る、此始末が著かなければ、どうしても支那の和平を遂ぐる事は出來ない、一體段祺瑞なる人は如何なる人であるか、支那の共和憲法を破壞しさうして自分に都合の好き憲法草案を作らうとした人である、今日の獨逸軍國主義を信ずる人は兎に角、苟も秩序を重んじ、法律を重んずる人の立場から言へばどうしても段祺瑞の今日までの遣方には贊成が出來ないのである、然るに或る一部の人は、盛んに段祺瑞を援けやうとして居る、此一事に至りまするを、吾々は政府に於きましても、今日まで援段政策の拋棄を聲明しながら、是が結果に於て徹底して居らないのは、或は政府不統一の實があるではないかと思ふのである、或る一部の無責任なる軍閥者流、此者が矢張出先に於て、甚だ心得違の考を以て、色色の事をするのが、是が禍の本ではなからうか、併ながら政府と致しましても、部下の者が政府の意思に反した事をやると云ふので其責任を回避することは出來ないのである(「誰が援けて居るのだ」と呼ふ者あり)參戰軍の廢止問題に就きましては議論は澤山あります、又其紆餘曲折は甚だ長いのである、此會期切迫の場合に於きまして、喋々と此處に述ぶるのは(「然り〳〵」「御尤々々」と呼ふ者あり)甚だ吾々の好まない所である、さるが故に私は此問題に就ては述べませぬ、唯々參戰軍組織問題に就て、英米二國の公使は、是は延期を致してはどうであらうかと云ふ事を言つて居る、然るに日本軍は——日本の公使はどう言うて居るか、前内閣が爲したるが故に、面目上之を止めることが出來ない、斯の如き事が原因となりまして、今日の不始末を演じて居る、是が實際である、政府が和平統一の促進を希望するならば、既に前内閣の誤れる政策を放棄した以上は、何が故に其和平統一の障碍となるものを、政府は進んでそれを除却し、さうして和平促進を計るの意志は無いのであるか、是れは吾々の質問の大要であります、政府は今日まで幾度か機會がございましたが、殊に民意を尊重せらるゝ所の政黨内閣である、今日は選擧權を擴張して、愈々政黨の地盤を造られ、それが爲めには政黨の意見を徹底的に宣傳したいと云ふ所の内閣である、然るに今日に至るまでも國際聯盟案の如き重大なる——或は其結果が日英同盟に重大なる結果を來す、是等に就きましても、政府は何等國民をして其不安を解かしめ又國際聯盟成立の上は新しき所の國際的の聲明に亘る——是等に就きまして安心を與ふる所の事はせられないのである、西伯利出兵問題に於きましても、亦近頃は何か御考が變つたのではなからうかと云ふことも聞くのである、又支那和平問題に就きましても如何である、自ら確信があると唱へて置きながら一向結果から見ますると出來ない、其裏面に這入つて見まするると、矢張寺内内閣の誤れる政策、それを踏襲を致して自ら其禍に嵌つて居るのである、成程現内閣は寺内内閣の繼續内閣である(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)さるが故に外交調査會に於て(「しかるが故に」と呼ふ者あり)彼の誤れる政策を援けられたる關係上、或は此改廢が急には出來ないかも知れない(拍手する者あり)併ながら寺内内閣に代つた所の原内閣は、民意を尊重する内閣であります(「ひやひや」と呼ふ者あり)民意を尊重せらるゝ以上は支那の和平促進問題に就ては、總て是までの官僚的内閣がやつた所の總ての誤れる政策は徹底的に拋棄せられて、新しき所の政策を徹底的に行はれてはどうであるか、吾々が質問するのは此箇條であります今日は遺憾なる事には、先刻申しましたやうに、此責任者たる總理大臣及外務大臣は御出席になつて居りませぬが、吾々主張の在る所を能く御研究下さいまして、政府は速に是等の諸點に對して、外交上の經過結果、又其抱負に就て國民を滿足せしむる所の明快なる答辯を與へられんことを、切に希望する次第であります

〔拍手起る〕

○吉植庄一郎君　唯今小寺君の御演說中に……

○議長(大岡育造君)　吉植庄一郎君、質問ですか。

○吉植庄一郎君　洵に重大なる事で、外國に關係し世界に反響すべき所の問題であつて、一應質して置かなければならぬと思ひます、小寺君は西伯利亞に於て……

〔「質問に質問は許しませぬ」「演說者に質問するのは差支ない」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　質問に質問ほ許されぬ例になつて居ります。

〔「前例があります」「ありませぬ」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　別に質する方法を御執りになるやうにして、質問に質問を許さぬ慣例になつて居りますから、別段の方法を採ることに……

○廣岡宇一郎君　質問者に質問を爲す前例があります(「ありませぬ」と呼ふ者あり)現に四十議會の當時に於きまして、正木君の質問に對して私が質問をして、正木君が取消した先例があります、故に質問に對する質問は、慣例に於て許すことを相當と信じます、四十議會に於て私が質問して、正木君が取消したる前例がある。

○議長(大岡育造君)　是は保留して置きまして、更に質問の出來るやうな調をした上で其機を與へます

○吉植庄一郎君　許されても差支ないでせう。

○廣岡宇一郎君　演壇に於て爲したる質問に對して質問を爲したる例があります(「廣岡君誰が發言を許したのですか」「お前は誰に許されたのだ」「お前も誰に許された」「默れ」「馬鹿」と呼ふ者あり議場騷然)

○議長(大岡育造君)　御聽を願ひます、唯今議長の記憶に依れば、質問に質問は許さぬ例と思ひますが併ながら是は重大な事であるとして、議場が之を許せば差支ないのであります、故に此際質問を許すべきや否やを諸君に御諮り致します(「のう〳〵」と呼ふ者あり)許すべしとする諸君の起立を求めます(拍手起る)

〔起立者　[illegible]〕

○議長(大岡育造君)　多數と認めます。

〔「少數」「多數」「[illegible]」「[illegible]」「是が[illegible]」「堂々の[illegible]だ」「默れ」「[illegible]」と呼ふ者あり議場喧騷〕

○議長(大岡育造君)　靜肅に願ひます——吉植庄一郎君。

〔吉植庄一郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○吉植庄一郎君　唯今憲政會を代表せられて、小寺總務が一時間以上に亘つて種々なる御質問がありました、吾々は非極めて重大なる事件なりとして、謹聽の義務を守りました、幾多御論議の中に、一點どうしても吾々が確めて置かなければならぬ事がありましたので、爰に登壇致したのであります、それは西伯利の出征軍に對する事であります、小寺君は、西伯利に於ける所の我が軍隊が、過激派に非ざる所の良民を虐げ、甚しき暴虐の振舞ある如く斷定的に爰に御話がありました、而して米國出征軍司令官の新聞上に表れたる所の記事を引證せられて、之に裏書をされて、之を一點疑ふべからざるものの如くに此前提の下から、我が軍隊が出征以外の目的に向つて、何か或る一種の野心を包藏し、若くは何か領土的の野心が有るかの如き爰に斷定を下しました(「のう〳〵」「違ふ違ふ」「其通り」と呼ふ者あり)而して若し是が違つて居るならば、何故に出征して居る所の軍隊が、政府の命令に背いて左樣な事を致して居る者を懲罰して——之を懲戒しないのは、是は何故だと言つた(拍手起る)即ち事實を肯定的に決めればこそ、出征して居る所の將軍に對して、懲罰しなければならぬと言ふ必要が起つたのであるが(拍手起る)此一言は世界聯盟會議の今や當に開かれつゝある場合に於て、蜚語流言濫りに飛んで、動もすれば我が日本の不利を圖らんとする、猶探的の行動が世界に彌蔓して居る、此機會に於て帝國議會の壇上に於て、大政黨である所の憲政會が、其總務をして斯の如く肯定的の言論を爲さしめたに付ては、必ず確乎不拔の材料を持つて居るに違ひないと思ふ、(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)此材料が有るならば、爰に之を示す必要が有る、是は德義上諸君の爲めに甚だ必要な事であります、苟も一黨を代表して、國

民の三分の一を代表して居る所の憲政會が(「ひやひや」と呼ぶ者あり笑聲起る)世界に如何なる反響の有るか位の事は御承知の筈である、此壇上に於て斯の如き事實有りと斷言せられて而して此機密問題までも政府に勸告せらるゝに至つては、必ずや確なる證據を御持になつて居ることゝ信じますから、果して此に確なる證據か有るならば、唯今小寺君の言はれた事に、吾々は全然同感を表するものでありますけれども、此一事は決して一時の放言として看過すことは出來ませぬ(「ひや〳〵」「違う違う」と呼ぶ者あり)爰に小寺君が其材料を提供して、我が議院と云はず、滿天下と云はず、此世界に向つて、日本が果して左樣な事をして居るや否やと云ふ事の、明證を與へられんことを希望するのであります(拍手起る)

〔「憲政會答辯すべし」「答辯の要なし」「答辯は出來ないだらう」と呼ぶ者あり〕

○小寺謙吉君 議長。

○議長(大岡育造君) 登壇を希望します――登壇を希望します。

〔小寺謙吉君登壇〕

「拍手起る」

○小寺謙吉君 吉植君に御答を致します、私の前刻述べた事を極く冷靜に御聽下さいましたならば、左る御質問は出なかつたであらうと思ふのであります(拍手起る「のう〳〵」と呼ぶ者あり)私は過激派を討伐するのを目的として居るのであるか否やと云ふことを、質問致して居るのであります、若しそれに誤つたる所の事をして居つたならば、それは政府の方針とは違つて居るではないかと云ふことを申したのであります、左樣に御承知を願ひます(拍手起る)

○吉植庄一郎君 議長

○議長(大岡育造君) 吉植庄一郎君

〔「登壇々々」「吉植しつかりやれ」「困らせてやれ」と呼ぶ者あり〕

〔吉植庄一郎君登壇〕

○吉植庄一郎君 小寺君の唯今の御答は、吾々が尊敬する紳士の言論とも覺えない(「ひや〳〵」「覺えました」と呼ぶ者あり)同君が冷靜に判斷をすればそんなことは言はなかつたことが分ると仰せられましたが、恐らく同君が此の壇上に於いて極く御冷靜であつたならば、言うたことは御忘れにならぬ筈である(「ひや〳〵」と呼ぶ者あり)私の質問したことに對して、恐らく議場の大部分は、皆な同じ御言葉を御聽になつたであらうと思ふ、憲政會の諸君の中でも、冷靜なる方々は同樣に御聽になつたに相違ない(「のう〳〵」「一人も無い」と呼ぶ者あり)若し左樣な事を一言も言はないと言はるゝならば、どうして出征軍隊司令官が、政府の方針に背いて左樣な不都合なことをしたと云ふ質問をする必要が何所から起つて來たか(「速記錄を見ろ」と呼ぶ者あり)何等の必要から、出征軍隊司令官を懲罰しなければならぬと云ふことが起つたのでありますか、殊に亞米利加の司令官の新聞に出た所の材料を引證せられて尙ほ其所說を確められたではありませぬか、何の必要が有つて左樣な事を言はれたのでありますか、私は爰に於て更に問ひ、更に小寺君に勸告致します、同君が爰に壇上に於て言うた事を言はないと言ふならば、私は容赦することが出來ないと思ひます、言うたに相違はないが、それは間違である(「生意氣を言ふな」と呼ぶ者あり)それが間違であると言うて、此壇上に於て之を是正せらるゝならば、武士は情を知つて居る(「何が武士だ」と呼ぶ者あり笑聲起る)其以上の追窮は致しませぬが、若しどうしても言うた事を――此議場に於て明言した事を、左樣な事は言はぬと仰しやることであるならば、是は單に言葉爭ではない(「速記錄々々」と呼ぶ者あり)此事が天下に明になつたる以上は、世界に向つて立場を明にしなければならぬ、此意味に於て、同君が今少し一黨の總理たる所の責任を持つて(「總理とは違ふよ」と呼ぶ者あり)十分責任ある御答辯あらんことを希望致します、是は決して追窮をするのではありませぬ、憲政會の諸君の爲めに此事を明にするのが、諸君の利益であります、どうぞ重ねて同君の御答辯を願ひます(拍手起る)

〔「無用々々」「默殺々々」「登壇々々」と呼ぶ者あり〕

〔小寺謙吉君登壇〕

○小寺謙吉君 吉植君に御答致しまするが、山田少將の布告なるものは、地方の各方面に貼札にせられたのである、是は政府が承認なさるのかどうか、其中には「過激派の手に歸せる村落は日本軍に於て燒棄つべし」と云ふ事がある、又此の山田少將の西伯利派遣隊宣言、之に依りましても「本職は公明なる手段に依り過激派討伐に從事しつゝあるを示さんとす」斯う云ふ事がありまするが、是は政府に於て御承認なさつて居るのでありますか、如何であるかと云ふことを聽いて居る、其材料を彼方此方のものに就て列擧して居る、是だけ御答して置きます。

〔「違ふ〳〵」と呼ぶ者あり〕

〔吉植庄一郎君登壇〕

○吉植庄一郎君 唯今二回に於けると小寺君の御辯明に依りまして、私は茲に甚だ遺憾を感ずるものであります、到底同君は自ら省みて改むるの意思のないことを認めましたから、茲に速記錄を更めて調査して、而して更に此問題に就て解決する所あらんと欲するのであります、どうぞ御贊成を願ひます。

○小川平吉君 唯今の問題は、事頗る重大でございます、演說者は憲政會を代表せられまして、特に今日日程を變更して緊急質問をせられたのであります、吾々又之に向つて質問をせらるゝ事には同意を表した次第であります、此重大なる質問に於て、先刻吉植君の質問せられたるが如き事實があつたと致しますれば、誠に是は容易ならぬ事であります、內國民全般の疑を招くのみならず、世界各國に向つて、左なきだに屢々吾人の迷惑を蒙る如き疑を受けて居る此時に當つて、此大政黨の代表者が帝國議會の壇上に於て、吉植君の言はれたが如き事を斷定的に述べられたと云ふ事になりましたならば、吾々は之を輕々に看過することは出來ないのであります、然るに小寺君の辯明に依れば、斯の如き事を述べたる事なしと答へられて居ります、幸にして斯の如き事を述べられなかつたならば、吾々の最も仕合とする所でありますが、不幸にして若し斯の如きがあつたと致しましたならば、或は是れは御取消になるのであるか御取消にならぬと云ふならば吾々に更に此問題に向つて研究を進めなければならぬのであります、事寔に重大にして、而も其事實ありや無しやと云ふことに就て、議場に於て疑が起りました以上は、速記錄の飜譯を調べまして、此速記錄に依つて、而して吾々の考を決するより外は仕方がないのであります、茲に暫く休憩を宣告せられまして、此速記錄の出來上るのを待つて、速記錄に基いて更に審議を進めることに致したいと思ひます。

○議長(大岡育造君) 之を留保して他の議事に移ることは如何ですか。

〔「いけませぬ」「休憩々々」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 直ちに諮つて見ませう、速記錄を調査する間、即ち小寺謙吉君の演說の速記錄を調査する間、休憩することに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議が無いと認めます、仍て暫く休憩致します。

午後二時三十五分休憩

午後五時九分開議

○議長(大岡育造君) 新たに議席に著かれたる方がありますから御紹介を申します、愛知縣郡部選出議員大島宇吉君。

〔大島宇吉君起立〕

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 休憩前に引續いて會議を開きます――吉植庄一郎君。

〔吉植庄一郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○吉植庄一郎君 前刻來の問題となりましたる小寺謙吉君の御演說中の言論に對して、言うた言はぬと云ふことが問題となつて、速記錄を調査することになつたのであります、而して速記錄を檢案致しますると、斯樣に書いてあります、前後の長い所は除きまして、問題の中心となつた所だけ朗讀致します、「又政府は今一層此駐屯軍の兵數を減ずる意思は無いのであるか強て過激派の如き者を討伐し或は又過激派に非ざる者も過激派として強て討伐して居ると云ふことが今日の實際であります」斯樣に速記錄に明記してあります、本員が小寺君に對して御尋したのは此點が要點であります、之に對して小寺君は左樣な事は言はぬと云ふことが問題になつたのでありますが、速記錄の事實は言うたに相違ないと云ふことに茲に歸著致したのでありますが、斯の如き較著動かすべからざる事實が茲に現れましても、尙ほ小寺君は前言を固執して言はぬと云ふことに仰しやるのでありますか、或は又此事實と云ふものが、既に公平無私なる速記錄の書いたものに依つて、其誤を正す御考があるのでありますか、重ねて此事を御尋して置きます(拍手する者あり)

○議長(大岡育造君) 小寺謙吉君。

〔小寺謙吉君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○小寺謙吉君 前刻吉植君から御注意がありました

私の議〻の趣旨に、過激派を討伐しつゝあるや否やを同するのが主旨でありました、其中に速記錄に現れた所に、私の本旨と違うて居るのであります、余ゝ此速記錄に現れたる言語を讀んで見ますると、自分の元々本意に非らざる失言でありまして甚だ遺憾の至りであります、玆に發言を以て取消を致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 日程第一、朝鮮輕便鐵道補助法案の第一讀會を開きます——鈴木政府委員。

第一 朝鮮輕便鐵道補助法案（政府提出）

第一讀會

朝鮮輕便鐵道補助法

第一條 朝鮮ニ於テ輕便鐵道ヲ經營スル株式會社ノ毎營業年度ニ於ケル益金カ輕便鐵道ノ經營ニ要スル拂込株金額ニ對シ年七分ノ割合ニ達セスト認ムルトキハ朝鮮總督ハ會社ニ對シ設立登記ノ日ヨリ十年ヲ限リ其ノ不足額ヲ補給スルコトヲ得但シ補助金ハ輕便鐵道ノ經營ニ要スル拂込株金額ニ對シ年七分ニ相當スル額ヲ超ユルコトヲ得ス

第二條 朝鮮總督ハ必要アリト認ムルトキハ一會社ノ經營スル輕便鐵道ヲ數區ニ分チ各區ニ付前條ノ規定ニ準シ補助ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ會社カ拂込株金額又ハ資本ヲ增加シ一區又ハ數個ノ輕便鐵道ヲ經營スルトキハ當該區ノ輕便鐵道ニ對スル補助ノ期間ハ拂込株金額變更又ハ資本增加ノ登記ノ日ヨリ之ヲ起算スルコトヲ得

第三條 社債又ハ借入金ニシテ輕便鐵道ノ建設費ニ充ツルモノハ前二條ノ適用ニ付テハ之ヲ拂込株金額ト看做ス

前項ノ規定ニ依リ拂込株金額ト看做シタル社債又ハ借入金ニ對スル補助金額ハ其ノ社債又ハ借入金ニ對スル益金ト社債又ハ借入金ノ利息トノ差額トス但シ社債又ハ借入金ノ利率年七分未滿ナルトキハ其ノ利息額、七分以上ナルトキハ社債又ハ借入金ニ對シ年七分ニ相當スル額ヲ超ユルコトヲ得ス

社債又ハ借入金ニ對スル補助ノ期間ハ社債ノ登記ノ日又ハ借入ヲ爲シタル日ヨリ之ヲ起算スルコトヲ得ス

第四條 第一條乃至第三條ノ規定ニ依ル益金、拂込株金額及社債又ハ借入金ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ算出シタル金額ニ依ル

第五條 補助ヲ爲スヘキ輕便鐵道ハ二呎六吋以上ノ軌間ヲ有スルモノニ限ル

第六條 輕便鐵道ヲ經營スル會社カ法令、法令ニ基テ爲ス命令若ハ許可、補助ニ附シタル條件ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ朝鮮總督ハ其ノ補助ヲ停止又ハ廢止スルコトヲ得

第七條 詐欺ニ因リテ補助金ヲ受ケタルトキハ法定ノ利息ヲ附シテ之ヲ償還セシム

前項ノ償還金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○齋藤珪次君 是より豫算委員會を開きますから、同委員の御參集を請ひます。

〔政府委員鈴木穆君登壇〕

○政府委員（鈴木穆君） 朝鮮輕便鐵道補助法案に就きまして、私より御說明申上げます、鐵道の普及は朝鮮の開發上最も急務と致す所でありまして、財政の許す限り是が敷設に努めて居る次第であります、併し地方的經濟線路の敷設に付きましては、寧ろ之を民間の企業に依る輕便鐵道を以て、之を奬勵致すことを今日の急務と考へて居るのであります、此趣意を以ちまして、是まで每年の豫算に基きまして、別に命令を以て補助を致して居りますのでありまするが、斯の如き法律の規定に基かざる、單に命令に依りましては、長日月に亘る鐵道の如き事業の奬勵には、甚だ適當せざることを認めまして、今回特に補助法を制定しまして、補助の基礎を確立致し、奬勵の趣旨を徹底致さんと云ふ趣意で、此法案を提出致しましたる次第であります、どうか御審議の上、御協贊あらんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 日程第二、右議案の審議を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 議長。

○議長（大岡育造君） 岩崎勳君。

○岩崎勳君 委員の數を特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議が無ければ、議長指名十八名の委員に付託することに決しました。

○岩崎勳君 議長。

○議長（大岡育造君） 岩崎勳君

○岩崎勳君 議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち玆に一、北海道拓殖鐵道補助に關する法律案、政府提出第一讀會、二、右議案の審査を付託すへき委員の選擧、三、政府提出醫師法中改正法律案、貴族院送付案であります、第一讀會、四、右議案の審査を付託すへき委員の選擧、五、大正四年法律第十六號中改正法律案、第一讀會の續委員長の報告、六、政府提出阿片法中改正法律案第一讀會の續委員長の報告、七、貴族院提出史蹟名勝天然紀念物保存法案、第一讀會の續委員長の報告を議題と爲し、何れも其審議を進められんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議が無ければ日程は變更せられて、唯今擧げられたる各箇の法律案及委員の選擧を議題と致します、北海道拓殖鐵道補助に關する法律案を議題と致します、政府提出であります、床次鐵道院總裁。

北海道拓殖鐵道補助に關する法律案（政府提出） 第一讀會

北海道拓殖促進ノ爲必要アリト認ムル地方鐵道ニ對シテハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ該鐵道營業開始ノ日ヨリ五年ヲ限リ北海道拓殖費ヨリ補助ヲ爲スコトヲ得

〔政府委員床次竹二郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○政府委員（床次竹二郎君） 北海道の拓殖に就て、鐵道の敷設最も大事な次第であります、曩に拓殖鐵道公債利子支出の法律を制定せられまして、一般鐵道の建設計畫以外に於て、拓殖鐵道速成の計畫を立てゝ、今日進みつつある次第でありまするが、是と共に地方鐵道の敷設を奬勵致しまするることが拓殖の促進上、最も必要なる事と考へます、即ち大正四年度北海道拓殖費豫算に於て、必要なる金額を計上致して置きました次第であります、此補助は數年に亘つて之を繼續致したい者でありますから、特に茲に法律の制定を要する次第であります、どうぞ御審議を願ひます。

○議長（大岡育造君） 右議案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 御異議はありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議が無ければ岩崎君動議の如く決します——醫師法中改正法律案の第一讀會を開きます、床次内務大臣。

醫師法中改正法律案（政府提出、貴族院送付） 第一讀會

醫師法中改正法律案

右政府提出案本院に於て修正議決せり依て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正八年三月二十日

貴族院議長公爵德川家達

衆議院議長大岡育造殿

醫師法中左ノ通改正ス

第一條中「帝國大學醫科大學醫學科」ヲ「大學令ニ依ル大學ニ於テ醫學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者」ニ改ム

第二條中第一號ヲ左ノ如ク改メ第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號トス

一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

第三條中「禁錮」ヲ「六年未滿ノ懲役若ハ禁錮」ニ改ム

第八條 醫師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ郡市區醫師會ヲ設立スヘシ

郡市區醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣醫師會ヲ設立スヘシ

郡市區醫師會及道府縣醫師會ハ法人トス勅令ノ定ムル所ニ依リ醫事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第九條 郡市區醫師會ハ命令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外郡市又ハ北海道若ハ沖繩縣ノ區ヲ區域トス

公私立ノ診察所若ハ治療所又ハ其ノ出張所ニ於

テ診察又ハ治療ニ從事スル醫師ハ其ノ診察所、治療所又ハ出張所ノ所在地ヲ區域トスル郡市區醫師會ノ會員トス

第九條ノ二　道府縣醫師會ハ道府縣ヲ區域トス道府縣內ニ在ル郡市區醫師會ハ其ノ道府縣ヲ區域トスル道府縣醫師會ノ會員トス

第九條ノ三　前二條ニ揭クル會員ノ外郡市區醫師會又ハ道府縣醫師會ノ會員ト爲ルコトヲ得ル者ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條ノ四三　郡市區醫師會又ハ道府縣醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會員ヨリ徵收スヘキ收入ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九條ノ五四　前五四條ニ規定スルモノノ外郡市區醫師會及道府縣醫師會ノ設立ノ手續、機關ノ組織經費ノ負擔、監督、會員ノ懲戒其ノ他必要ナル事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條中「第二條第一號又ハ第三號」ヲ「第二條各號ノ一」ニ、「禁錮」ヲ「六年未滿ノ懲役若ハ禁錮」ニ「第二條第三號」ヲ「第二條第二號」ニ改ム

第十一條中「五百圓以下ノ罰金」ヲ「五百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ノ適用ニ付テハ帝國大學醫科大學醫學科ヲ卒業シタル者ハ大學令ニ依ル大學ニ於テ醫學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者ト看做ス

本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ト看做ス

本法施行ノ際現ニ存スル醫師會ハ本法施行ノ日ヨリ六月內仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

〔國務大臣床次竹二郞君登壇〕

「拍手起る」

○國務大臣（床次竹二郞君）　此法案は前回本院に提出せられて而して可決になつた法案でございます、其大體を取りましたものでありまして、即ち醫師會は之を設置すべし、醫師會は法人とする、大體右樣な事でありまして、貴族院に於きまして、第九條の三の所に於て修正を加へられたのでありますけれども、何等差支無い箇條でありますから、政府は之に同意致した次第であります、前に申上げる如く、大體本院に於て既に可決になつた案でございまするで宜しく御贊成を願ひます。

○議長（大岡育造君）　右議案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎勳君。

○岩崎勳君　本案は福井三郞君外七名提出、醫師法中改正法律案の委員に併せて付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ動議の如く決しました――大正四年法律第十六號中改正法律案の第一讀會の續きを開きます、委員長松浦五兵衞君

大正四年法律第十六號中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）（確定議）

〔松浦五兵衞君登壇〕

〔拍手起る〕

○松浦五兵衞君　大正四年法律第十六號の改正案の委員會の經過及結果を御報告申上げます、本案は十六號の法律中「二千四百萬圓」を「五千四百萬圓」に改むと云ふ、洵に簡單な文句でありますが、其內容は相當注意を要すべき事がありますから、委員會は三回に亘つて開會致しまして、種々質問應答、並に政府の說明を受けまして、其結果總て原案を相當なるものとして、之を是認することに決しました、而して其委員會に於ける質問應答中、內容を明にした點に就て御報告申上げる必要があると信じますが本案は大正三年の臨時事件費の論功行賞に使用する公債の募集案でありまして、曩に法律に依つて二千四百萬圓が決定されて居りますが、其後西伯利出兵及海軍戰線の擴張等に依りまして、非常に多數の軍隊を動かしたが爲めに、一層論功行賞賜金の增額を要することに相成りまして、其結果更に三千萬圓の增加を要するのであります、曩に決議されてありまする所の二千四百萬圓に付ては、既に青島の戰爭に對する所の論功行賞、又それに關聯した所の行賞に依りまして、最早一千七百萬圓を支出してあると云ふことであります、尙ほ他に三百萬圓內外の支出すべきものがありますから、唯今殘る所のものは四百萬圓に過ぎぬと云ふことであります、然るに海軍及陸軍の其後の動員に依りまして、今回更に論功行賞致すべき所のものが、約三千四百萬圓要すると云ふことであります、陸軍に於ては十五萬人、其金額が二千九百六十萬餘圓、海軍に於て一萬九千人、其金額が四百三十五萬餘圓と云ふやうな譯に相成りまして此人員及金額等に付ても、委員會は愼重に質問し調査したのでありますが、總て最も適當なるものと信じたのであります、斯の如くして今日法律の改正に依つて要求する所の、三千萬圓の公債を募集すると云ふことは、最も目下に於ける所の必要の事であると認めまして、委員會は全會一致を以て之を可決しました、願くは本會に於ても、全會一致を以て可決せられんことを希望致します（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は讀會の順序を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　動議に御異議はありませぬか

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ讀會の順序を省略して、可決確定したる事を宣告致します――阿片法中改正法律案第一讀會の續を開きます――委員長大口喜六君。

阿片法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔大口喜六君登壇〕

〔拍手起る〕

○大口喜六君　阿片法中改正法律案に對する委員會の經過、並に結果の御報告を致します、委員會は去る十四日に委員長及理事の選擧を行ひまして、引續き會議を開きましたが、爾來開會致しますることが五回でありまして、其間內務大臣を首め、各關係政府委員の出席を求めまして、質問應答を重ねましたが、極めて愼重に審議を致した考であります、殊に此問題は、一面に於きましては、醫藥上極めて必要であります所の阿片の取締に關する問題でありまするし、一面に於きましては、又人類をして極めて悲慘なる境遇に陷らしむる所の阿片煙の取締に密接の關係を有つて居りまする次第でありまする故に、其結果は延て外國との關係をも生ずるのであります、其爲めに外務省の當局者にも出席を求めまして、其等の點に就きましては、調査を進めました次第であります、又臺灣に於ける阿片政策と云ふものに對しても、極めて密接なる關係を有することでありまするることは既に諸君が御承知の如くであります、それ故に臺灣に關係を有つて居られる所の政府委員にも出席を求めまして、或る場合は之を祕密會と致しまして、詳細に質問を致したのであります、尙ほ本案の罰則に付きまして、刑法の第十四章に揭載されて居ります所の阿片煙に關する罰則とゾ極めて深き關係を有して居ることでありまする故に、此點に就きましても司法省の當局者の出席を煩しまして、相當の研究を致した考であります、斯の如く質問應答を續けまして、色々研究を致した結果、本委員會に於きましては、滿場一致を以て本案に修正を加へまして、修正以外の箇所は、原案を是なりと認めまして決した次第であります、それ故に此際先づ此修正を致しました箇所から說明を致したいと思ふのであります、即ち修正を致しました箇所は三箇所でありますが、其第一は、第六條中に政府から出されました原案に「製藥者醫藥用阿片ヲ要スルトキハ」とありますが其の下へ「命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外」此十七字を加へるのであります、其理由はどう云ふ譯かと云ひますと、今回の改正に依つて阿片の賣買授受に關する取締と云ふものは、頗る嚴重になるのでありますが、其結果と致しまして、醫師、齒科醫師、獸醫、藥劑師と云ふが如きものも、一々行政官廳の證明を受くるでなければ、醫藥用に使ふ所の阿片の購入をも絕對に爲すことが出來ない、斯う云ふ事になるのであります、それは頗る困難なる事情を生ずるであらうと云ふ所からして或る一定の量を限りまして、取締り得る範圍內に於ては、其等醫藥用に對し、醫療用に要する所の阿片の購入方は簡易に致したら宜からう、即ち自ら自己の資格を證明して、醫師であるとか、藥劑師であるとか云ふことの證明を致しまして、直ちに買入ることが出來るやうにするのが適當であらう、併し又餘り寬大に失しまして、取締上支障を生ずるやうな事がありましてはなりませぬから、其邊は之を命令の規定に讓りまして命令に依つて相當に之を定められるやうに致したい、勿論政府も此點には同意を表されまして、

相當に命令に依つて其事を定めやう、斯う云ふことでありまする爲めに、唯今申述べました通りの修正を加へることになつたのであります、それから第二の修正は第九條でありまして、第九條の第二項に「阿片ヲ輸入シタル者ノ罰前項ニ同シ」と云ふ箇條を加へやうと云ふのであります、此理由を序ながら申上げまするが、即ち原案に於きまして、阿片の輸出者又は無許可で賣買授與を爲した者の制裁と云ふものがありますけれども、阿片を輸入する者に對しての制裁と云ふものが、何等記載して無いのであります之に關して一寸說明しませぬと分りませぬが、從來阿片煙に關しまするものは、假令其現物がまだ生阿片でありましても――生の阿片です、生の阿片の狀態でありましても其生の阿片を輸入する所の經過が阿片煙に關すべき傾向を有つて居りまする場合は、矢張刑法の第十四章に依りまして、處罰すべきものであると考へて居つたのであります、然るに本年の三月十一日、つい此間の事でありますが、去三月十一日になりまして、初めて大審院に於て新たなる判決例が現れたのであります、其判決例に依りますると、假令其意思は――心は阿片煙と爲す考を以て輸入したものでありましても、其輸入した實物がまだ生阿片でありました場合には――生の阿片でありました場合には、之は刑法の第十四章に在る所の阿片煙に關する罪と云ふものに依つて適用せらるべきものでない、結局阿片法の支配を受けるより外に致方がないと云ふことになつたのであります、さう致しまするど、此阿片法中に阿片の輸入を爲す者の制裁を定めて置かないと云ふと、遂に其者が法網を潛ることになるのであります、元來阿片の輸入と云ふ事は、政府以外には絕對に許してないのであります、それ故に此法律中に、何れの所にも阿片の輸入と云ふ文字は無いのでありますけれども此第九條に其制裁に關して、是非之を揭げて置く必要を認めることになつたのであります、之に就ては內務當局者は勿論、司法省の當局者にも出席を請ひまして、色々質疑致しました所が、政府委員は之に同意でありますのみならず、進んで其修正を望まれたのであります此に於て此修正を加へることになつたのであります次に第三でありますが、第三は第十二條の五の次に第十二條の六と云ふのを設けまして、其文章は「第十二條ノ二乃至第十二條ノ四ノ規定ハ第九條ノ犯罪ニ付之ヲ適用セス」斯う云ふ一項を加へることにしたのであります、是は極めて簡單な理由でありまして第九條の如き重き體刑を科する者に對しては、行爲者其者を罰するのが當然であります、行爲者の代理人であるとか、雇主であると云ふが如き者に罪を負はしむるのは、甚だ酷であると云ふ考からして此修正を加へたのであります、是亦政府は同意でありまして、內務當局司法當局も、進んで此修正をせられんことを望まれた次第であります、修正に對しまして、御報告及理由は先づそれだけでありますが、之を要するに此法案は、一面に於ては阿片の輸入輸出を首め賣買授與に關する所の取締を嚴重に致しまする と同時に、一面に於ては、醫師用の阿片の普及を全からしめんとするに出でたものでありまして、國際阿片會議の精神から考へて見ましても亦是は相當な事であると考へられるのであります、それに就きまして我日本國ばかりが斯る法律を制定致しまして、其取締を嚴に致しました所が、世界各國が之に順應して吳れなければ、決して完全なる目的を達することは出來ないのであります、それ故に我政府は一方に於て此法律を制定されると同時に、宜しく各國に向つても、相當の協調を進められるやうに致したいと云ふ意味の希望が、委員會に於て發言されたのであります、之に關しまして、阿片煙を次第に減じ、滅却する所の方策上、阿片の製劑に關しても、顧慮しなくてはならぬではないかと云ふ意味の質問も、委員會に起つたのでありましたが、是に對して政府は、目下其等の事も調査中である、考慮中であると云ふことであります、次にもう一つ申上げて置きたいのは、臺灣阿片との關係であります、我國の阿片制度の完成を圖りまするには、是非とも臺灣に於ける阿片制度にも論及しなくてはならぬことであります、是は大分長い時間に亘りまして政府に質問致しましたが、餘り管々しくなりますから、細かい事は茲には申上げない、唯々此事に對しまして、內務大臣の御答辯になつた事を申上げて置けば、それで適當であると思ふのであります、即ち內務大臣は此事に關して委員會に於きまして、前段の目的を達するには、自然臺灣の阿片制度に就ても、改正致さねばならない點があらうと思ふ、各省協議の上適當の方法を講ずる積りになつて居る、斯う云ふ意味の御答辯をされたのであります、是で此大體は御了解を願ふことゝ致したいと思ひます、尙ほ最後に一言附加へて置きたいと思ひますのは、本法が實施されまする結果、醫師、藥劑師の如き藥用阿片を使用する所の者が、非常に迷惑をしはしないかと云ふことは、頗る一面に於て憂へられて居る所の事であります、之を政府委員に質問致しました所が、決して斯る困難な事は致さない積りである、即ち細則を發布する場合にも、右の御心配の如き事を爲して、當業者を苦めるやうなことはしないやうに十分注意する考である、例へば一々其使用量を帳簿に記載させて其結末が寸毫でも違つてはならないと云ふが如き、苛酷な事は致さない考であるから、安心して宜しいと云ふ意味の答辯をされたのであります、何分未だ速記錄が廻つて居りませぬので、唯今申述べた事は私の記憶に依りまして確實なりと信ずる點に依つて要點だけを御報告致した次第であります、故に多少申落した所があるかも存じませぬが詳しい事は追て速記錄が廻りませうから、それで御覽を願ふことに致しまして、唯今は大要のみに申述べまして御報告致す次第であります、どうか委員會の御報告に御贊成を願ひたいと思ひます（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否やを諮ります。

「「二讀會を開くに異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか――無ければ二讀會を開くに決まりました。

○岩崎勳君　直ちに本案の三讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告の通り、即ち委員會に於て修正議決の通り、可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。」

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ直ちに二讀會を開きます。

阿片法中改正法律案（政府提出）　第二讀會

（確定議）

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ三讀會を省略して、委員長報告の通り可決確定したることを宣告致します――史蹟名勝天然紀念物保存法案第一讀會の續を開きます、委員長牧野鐵九郎君――豫め申し置きます、若し此審議中に時間が經過しましたらそれは延長することに致します。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

史蹟名勝天然紀念物保存法案（貴族院提出）

第一讀會の續（委員長報告）

「牧野鐵九郎君登壇」

○牧野鐵九郎君　史蹟名勝天然紀念物保存法案に就て、委員會の經過並結果を御報告致します、案は我國の明媚なる山水、光輝ある史蹟、尊重すべき由來參考すべき美術、紀念すべき天然物と云ふものを長へに保存利用して、我國體を維持し、國民性を涵養すると云ふ、斯う云ふ趣意に依つて成つたのであります、從來民間の篤志家に於て協贊會抔を設けて、それぞれ其目的を達せんと盡力しつゝある方もあるのでありますが、どうも法制の力に依らざれば、其目的を完くすることが難いのでありまして、それが爲めに此案の出來た所以であります、政府は無論之に同意になり、委員會に於きましても質問應答の結果、一人の異議なく、全會一致を以て可決致しました、此段御報告致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否やを御諮り致します。

「「二讀會を開くに異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長　大岡育造君）　御異議が無ければ二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君　本案の第二讀會は、特に明日の本會議に付議せられんことを望みます。

「「贊成」と呼ぶ者あり」

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（大岡育造君）　是で今日の時間は最早切迫致しましたから、本日の會を散會しまして、明日引續き本會を開きます、今日は是にて散會。

午後五時四十八分散會

○大正八年三月二十一日（金曜日）

午後一時十三分開議

議事日程　第二十六號

第一　史蹟名勝天然紀念物保存法案（貴族院提出）

第二讀會

第二　和氣神社昇格に關する建議案（小橋藻三衞君外八名提出）

第三　朝鮮及臺灣の產米增殖に關する建議案

（牧山耕藏君外十一名提出）

第四　新聞紙法改正に關する建議案（松田源治君外十二名提出）

第五　狩野川改修に關する建議案（岩崎勳君外一名提出）

第六　農業政策に關する建議案（赤間嘉之吉君提出）

第七　陸軍下士卒優遇に關する建議案（高田耘平君提出）

第八　北海道拓殖完成に關する建議案（寺田省歸君外二名提出）

第九　發電用水利權の法規制定に關する建議案（石原半太郎君外一名提出）

第十　能代、五所川原間鐵道建設に關する建議案（工藤十三雄君外四名提出）（委員長報告）

第十一　延岡鐵道速成に關する建議案（長峰與一君外一名提出）（委員長報告）

第十二　山口縣徳山港を特別輸出入港と爲すの建議案（渡邊祐策君提出）（委員長報告）

第十三　圓山川改修に關する建議案（齋藤珪次君外一名提出）（委員長報告）

第十四　水産講習所内に淡水科特設に關する建議案（西川太治郎君外五名提出）（委員長報告）

第十五　水産業統一機關設置に關する建議案（山[illegible]太[illegible]君外一名提出）（委員長報告）

第十六　水産銀行設立に關する建議案（鵜澤宇八君外一名提出）（委員長報告）

第十七　（特別報告第百五十四號）葉煙草耕作段別に對し補償金交付の請願（委員長報告）

第十八　（特別報告第百六十三號）航空事業國庫補助の請願（委員長報告）

第十九　（特別報告第百六十四號）大任村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十　（特別報告第百六十五號）皆瀬郵便局に集配並電信事務開始の請願（委員長報告）

第二十一　（特別報告第百六十六號）濱田郵便局に電信事務開始の請願（委員長報告）

第二十二　（特別報告第百六十七號）枝幸村字音標に郵便局新設の請願（委員長報告）

第二十三　（特別報告第百六十八號）吉城郡へ配達する小包郵便物遞送線路變更の請願（委員長報告）

第二十四　（特別報告第百六十九號）坂上郵便局と麦野郵便局との間に遞送開始の請願（委員長報告）

第二十五　（特別報告第百七十一號）茅沼に無集配郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十六　（特別報告第百七十二號）東國分郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第二十七　（特別報告第百七十三號）中和郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第二十八　（特別報告第百七十四號）大崎村字大崎に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十九　（特別報告第百七十五號）東太良郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第三十　（特別報告第百七十六號）山崎郵便局に集配事務取扱開始の請願（委員長報告）

第三十一　（特別報告第百七十七號）木下郵便局に特設電話設置の請願（委員長報告）

第三十二　（特別報告第百七十八號）田平村に無集配郵便局設置の請願（委員長報告）

第三十三　（特別報告第百七十九號）除折村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第三十四　（特別報告第百八十五號）鵜川村に登記所設置の請願（委員長報告）

第三十五　（特別報告第百八十六號）人舞村字清水に登記所設置の請願（委員長報告）

第三十六　（特別報告第百八十七號）日野春村に登記所設置の請願（委員長報告）

第三十七　（特別報告第百八十八號）喜連川町外二箇村を宇都宮區裁判所管轄に變更の請願（委員長報告）

第三十八　（特別報告第百八十九號）大野村大字黑野に登記所設置の請願（委員長報告）

第三十九　（特別報告第百九十號）八束、川上、中和三村中に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第四十　（特別報告第百九十一號）盲啞教育令發布の請願外一件（委員長報告）

第四十一　（特別報告第百九十二號）公立盲啞學校設置の請願外十九件（委員長報告）

第四十二　（特別報告第百九十三號）三陸沿岸鐵道敷設の請願外三件（委員長報告）

第四十三　（特別報告第百九十四號）八戸、久慈間輕便鐵道延長の設願（委員長報告）

第四十四　（特別報告第百九十五號）天鹽線速成の請願（委員長報告）

第四十五　（特別報告第百九十七號）弘前、田代間輕便鐵道速成の請願（委員長報告）

第四十六　（特別報告第百九十八號）天鹽線速成の請願（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一今二十一日貴族院に於て本院の送付に係る左の議案に對し承諾することを議決したる旨同院より通牒を受領せり

大正七年勅令第三百七十三號（承諾を求むる件）

一今二十一日貴族院に於て本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

道路法案（政府提出）

時局の影響に因る地方稅制限擴張に關する法律案（政府提出）

私立學校用地免租に關する法律案（政府提出）

耕地整理法中改正法律案（政府提出）

地租條例中改正法律案（本院提出）

一昨二十日議員より提出せられたる議案左の如し

本邦基礎工事の保護に關する建議案

提出者　田中隆三君　鈴木錠藏君

小松島港改良修築に關する建議案

提出者　原田佐之治君　秦豊助君

〔左の報告は朗讀を經ざるも參照のため茲に掲載す〕

一去二十日辭任したる常任委員左の如し

第一部選出豫算委員　渡邊陳平君

第四部選出豫算委員　磯部尚君

第八部選出豫算委員　元田肇君

一去二十日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第一部

豫算委員　寺田省歸君（渡邊陳平君補闕）

第四部

豫算委員　大石五郎君（磯部尚君補闕）

第八部

豫算委員　今井今助君（元田肇君補闕）

一今二十一日委員長及理事互選の結果左の如し

朝鮮輕便鐵道補助法案委員

委員長　小林源藏君

理事　小泉策太郎君　土井權大君　秋田寅之介君

北海道拓殖鐵道補助に關する建議案委員

委員長　粕谷義三君

理事　佐々木平次郎君

○議長（大岡育造君）　是より會議を開きます、日程第一史蹟名勝天然紀念物保存法案の第二讀會を開きます——前田米藏君。

第一　史蹟名勝天然紀念物保存法案（貴族院提出）　第二讀會（確定議）

○前田米藏君　本案は第三讀會を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ二讀會に於て三讀會を省略して、可決確定したることを宣告致します。

○岩崎勳君　議事日程の變更に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に第三號大正八年度歳入歳出豫算追加案、特第一號大正八年度各特別會計歳入歳出豫算追加案、追第三號豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件を一括議題と爲し、委員長の

[illegible]告を求め、且つ其の審査を進められんことを求めます

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　日程變更に就て御異議は無いと認めます、仍て齋藤委員長の報告を促します

（第三號）大正八年度歳入歳出總豫算追加案

（特第一號）大正八年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

（追第二號）豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

〔齋藤珪次君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○齋藤珪次君　玆に第三號大正八年度歳入歳出總豫算追加案外二件の案件に對しまする、委員會の經過及結果を御報告申しまする、本案は一般會計經常部に關しましては、內務、大藏、文部、遞信の各省に涉りまして、臨時部に於ては陸軍省、海軍省、農商務省に涉つて居ります、後と特別會計に於きましては大藏省、文部省、それから豫算外國庫の負擔となるへき契約に關する件は、內務省、大藏省、農商務省の所管に屬します、斯く幾多の關係を有つて居りまするが、其支出の合計等に就きましては玆に略しまして、大體に於て本案は必要缺くべからざるものとして、委員會に於きましても、議論の無かりしものが多いのであります、例へば大阪府に於ける警察費に關する國庫下渡金の割合の增加の如き、或は織物消費稅徵收事務に關する補助の組合交付金の如き、又臨時軍事費、高等諸學校創設並に擴張費支辯の爲め公債を發行する爲めの利子の如き費用の如き、或は軍人恩給法附則の改正に伴ふ恩給增加の如き總て餘り質問もございませぬ、質問のございましたものは、神戶門司築港に關する事、及鳥取縣外四縣に於ける災害土木費借入金に對する利子補給の其金額に對する質問、及今回新に帝國開墾株式會社なるものが設立せらるゝに付て、食糧問題の解決の必要として、政府が之に向つて八朱の補給を爲すと云ふことの提案のものに就ては、是は最も質問の多かりしものであります、質問の經過の大體に就て申しまするに、神戶門司兩港に對する質問の如きは、何れも其事業の洵に適當にして必要なるは皆な認めます、唯唯將來に於て此事業が擴張若くは完成を告ぐるに於て、支障なきや否やを確められたのでありまして、即ち將來の擴張に於て今日の小規模では却て妨を爲しはしないか、或は又鐵道との水陸連絡に於て其宜しきを得ざるものあらざるや等の點に就て質問を致されましたが是等に就ては政府當局者より適當に皆な答辯を致されて、遺算なきを示されたやうに存じます、鳥取縣外四縣に於ける災害土木費借入金に對し利子を補給する點も是は又甚だ遺憾であります、即ち同時に災害を受け、最も部分的災害の非常なるものと認められたる兵庫縣但馬地方に於ける分、及京都府下丹後方面に於ける部分が、此借入金を爲し得られましても、補給の利子を國庫よりして下付さるゝと云ふことは出來ない、是は即ち國庫に於ける內規がありまして、其內規に未だ適合せざる爲めに此補給を支給することが出來ないと云ふのでございまして、兩縣の其慘狀困難は、實に當局者も之を深く諒と致して、內務、大藏兩大臣も、之に對して厚き同情を表して居りまするが、唯々內規の示す所已むを得ず、是に補給をすること能はざるの實況である、併ながら此內規なるものも、必ずしもまだ完全の內規とばかしは申されないが、兎に角何か條規が無ければ濫に陷るが故に、今日は此內規に依つて已むを得ず補給を差控へて居る、併ながら何か特例の方法を見出すに於ては之を補給するに決して吝ならざるものである、故に今日に於ては、何か將來に於て他に濫出の弊を起さざる範圍に於て特例を見出したならば、之に依つて支給すると云ふことに付ては躊躇しない、唯々其方法を攻究中であると云ふことの上に於て、是が未だ保留されて居ると云ふので、質問者にも十分なる滿足を與へざりしことを遺憾と思ひまする、其他に於ては帝國開墾株式會社の補給に關する外は、餘り質問もございませぬし、又何等の議論もございませぬ、獨り問題の最も八釜敷きものは、此帝國開墾株式會社の一條でございます、是に就ては兎に角に先頃本院に於て可決せられた所の否な貴族院に於ても既に通過せられた所の開墾助成法なるものが政府に於て提出致され而して之に依つて兎に角食糧問題を解決すると云ふことの政府の聲明ありし爲めに、後より又帝國開墾株式會社なるものを出すと云ふことは、其食糧問題に於て矛盾をせぬかと云ふことが、主として其質問でありました、又此帝國開墾株式會社なるものは、天下呼んで富豪と稱する人々の發起たるが故に、何等か其間に於て富豪を援助するかの如き疑惑も生じたやうな[illegible]がありまして、爲に其發起人の姓名を示せ、其定款の內容を說明せよと、政府に對して質問は隨分頻發されたのでございます、故に大體を私より御報告申しまするが、先づ以て帝國開墾株式會社の發起人なる者の氏名を順序として申しまれば、政府に請願し來りし所の發起人なる者は二十一名でありまして是は政府よりして、提出されたものであります、即ち其人名は澁澤榮一、武井守正、大倉喜八郎、益田孝、藤山雷太、村井吉兵衞、大橋新太郎、根津嘉一郎、內藤久寬、木村久壽彌太、松方巖、杉原榮三郎、植村澄三郎、中島久萬吉、團琢磨、馬越恭平、鄕誠之助、古川虎之助、藤村義朗、加藤正義、安田善三郎、以上二十一氏が即ち發起人として請願を致したのであります、而して之を前申すが如く、開墾助成法案が既に通過して居るのに、更に又之を立てし政府の意見は如何なるものであるかと云ふことの質問に對しまして、政府は斯樣に辯明致して居ります、食糧問題は何れの方面よりも攻究せざるべからざる問題である、未開墾地を開拓して米穀の產額を豐富ならしむる事は、刻下措き難き方法の一なりと信じつゝ居つたる所、偶々東北振興會及國產奬勵會より同樣の建議を爲す者がありし故に、政府の所見と同一なるを以て、雙互の利益を慮つて遂に本案を提出したと云ふことが、政府の骨子の趣意であります、而して尙ほ開墾會社の內容と開墾助成法とを比較して、政府の說明する所に依りますれば、開墾助成法の趣旨は、未開の地所を有する者にして開墾を爲さんとする者に對して、其資金の利子を補給せんとするものである、即ち是は自ら開墾し自ら耕作を爲さんとする者に資金の利子を補給する、即ち補助するのである、今度政府の補給せんとする帝國開墾株式會社の趣旨は、其會社は開墾事業を以て目的として居る、即ち耕作は目的でない、故に收利も亦目的でない、收益も目的でない、開墾事業が目的である、即ち大面積の開墾を爲して、其出來上りしものは總て之を自作農たらんとする者、或は緣故ある者、公共團體等に廉價に賣却するを目的として居る、故に言ひ換へて見ますれば、寧ろ社會政策の一方法であり、又國家的の事業であると云ふことが趣意の違ふ所である、而して前者即ち開墾助成法案に依る補助は、六朱と云ふことにはなりますが、併ながら此開墾助成法に依つて[illegible]を爲さんとする[illegible]して、[illegible]して補助を受ける其額は、一段歩に付て十九圓八十[illegible]と云ふ積算に當るのである、さうして之に依つて自耕自作をする者である、而して後者[illegible]つ方は、八朱と云ふことは[illegible]に八[illegible]であるけれども、開墾會社の請求する所のものは、十五年間の[illegible]とは云ひながら、其期限は十五箇年にしても、開墾[illegible]社の事實請求する補助額は四年間、而して四年間に對する六百萬圓、四年間として居るのは何故であるかと申せば、四年間に於て三千萬圓全部の資本金を拂込む、其八朱の利子六百萬圓を補助されゝば、之に依つて開墾會社は一通りの開墾を致して、五年目より此出來上りし土地を賣却致し、即ち小作農たらむとする者、或は公共團體に賣渡して、其得たる金員を以て更に又第二の開墾に着手するのであるからもう、五箇年後は政府の補給を要さない、即ち四箇年を補給されゝば足りると云ふことが、事實に於ける希望なのであります、請願であるのである、併ながら十五箇年八朱の補給と云ふ事を公にする所以のものは、此八朱の補給と云ふ後援力に依つて此株に應ずる所の人達に安心を得て放資せしめて、さうして爰に圓滑なる運用を起すと云ふことにしたいと云ふのである、即ち八朱の補給は是は向ふに見せる看板である、此後援力に依つて天下よりして應募者を得て、此仕事を爲すと云ふことになるのである、而して其株の方法は如何であるかと云へば、三千萬圓の五十圓券ですから六十萬株、其六十萬株の中發起人は天下の富豪と云はれるけれども、是は十萬株しか持たない、殘り五十萬株は天下に之を公募する、而して其發起人一人一人に付ては又一千株以上を持つことを許さない、一人一千株以內たる事、さうして百人許りの人達で凡そ十萬株を持つて、殘り五十萬株は確に之を一般より、「プレミアム」付けずの公募を爲すと云ふことになつて居るのであります、即ち此五十萬株に應ずるの人達が、八朱と云ふことの後援力に依つて、安んじて之に應ぜしむると云ふが爲めに、此八朱は表面に之を揭げて居る、事實に於ては四箇年にして足れり、斯う云ふことになつて居ると說明を致しました、而して此等の事に對して此八朱の利子を得る開墾會社が、自作農たらんとする六朱の補助を得る開墾希望者の事業を壓迫しはせぬか或は土地の競爭を惹起しはせぬかと云ふ事に對して

は、政府は又之を防ぐべく、土地利用調査會を設けて、是等の事に就ても相當防ぐことに致す、斯樣に聲明されました、是等が先づ大體に於ける開墾會社に對する質問の要點であります、此に於て質問四日間に亘りまして、結局質問を打切りましたが、最後討論に移りまして、井上角五郎君よりして、以上の如き種々なる質問を綜合致して、政府に確めて置きたいと云ふことで、更に最後の質問を試みました、其最後の質問は、株式は公平に募集せしむることにするのであるか、即ち會社に向つて政府が命令をすると云ふことに付て、株式は公平に募集せしむることにするか、それから計算を監督し、特に重役報酬總係費用に對し、嚴重に監督すると云ふことに致すか、年々開墾埋立すべき地積を豫定せしめ、個人乃至法人の助成案に依るものと、素地の收得其他に關して競爭せず、即ち個人乃至法人の開墾助成法案に依て開墾せんとする者と、其帝國開墾會社の開墾せんとする素地に就てそれを奪ふと云ふが如き競爭はせぬと云ふことに命令をするか、第二には天災其他にて損害の虞多きものに着手せざる事とするか、損をすると云へば、國家が帝國開墾會社には損失を補償する義務がございますが故に、天災其他に於て損害の虞多きものは、漫りに之には着手せぬとしなければならぬ、斯樣な事もするか、第三には豫定の町步の着手を、徒らに減少するに至らざることを期することが出來るか、場合に依つては以上の開墾埋立に關する地積を豫定するに付ては、先に申上げました通り、土地利用調査會と云ふものを設けることが出來るか、それから助成案に依る開墾者が其工事を委もしたるときには、之が請負を爲さしむる事、即ち開墾者が助成法に依つて開墾を許されて、之を更に帝國開墾株式會社に仕事を賴んだときには、それを請負と爲さしむることが出來るかどうか、但し其開墾者に對し、其爲めに助成法に依るの補助交付を妨げざるものとす、即ち賴んだからと云つて、助成法に依る補助六朱が取れないと云ふやうな事が無いものであるか、斯樣な事が帝國開墾株式會社に對するの命令條項として、政府は斷行することが出來得らるゝかと云ふ事に就て、結局を確めました所が大藏大臣が政府を代表して、是等の事に就ては總て政府も同一意見であるから、之を實行致さうと云ふことを言明致されたのであります、そこで更に希望を提出致しました、即ち井上君よりして希望を提出致しました、それは帝國開墾會社に對する政府の命令事項がございまするが、それに追加して、以下茲に申上げまする五項を追加することを、必ず實行して貰ひたいと云ふことの希望でございました、それは第一配當は如何なる場合に於ても、八分を超ゆることを得ざる事、八分よりは決して超ゆることは出來ない、前項の配當を爲し尚ほ餘あるときは、既往に於ける資本の缺損に對する補給を返還せしめ、尚ほ餘あるときは、其餘に應し開墾地賣拂代金を減額する事とし、其減ずべき金額は各年度に於て政府の承認を經る事、第二開墾地は自作農たらんとする者、緣故者、又は公共團體の順位を以て優先賣渡を爲す事第四前項の場合に於ける開墾地の賣拂價格は、開墾成功費の五割増に當る金額の範圍内に於て之を定むむる事但し其他の場合は政府の承認を得て、此標準に依らざることを得、是は即ち自作農、緣故者、公共團體の外に賣るときの事を意味して居ります、但書以下は――それから第五北海道は除外し北海道長官の要求あるときは此限に在らず、是は私より說明申上げざるも、又討論の場合に於て當事者の御方よりして御話があらうと思ひますから別に私申しませぬ、唯々茲に一言申して置きまするのは帝國開墾株式會社が、助成法案に依つて六朱の補助を受ける、開墾者の土地を請負つて爲すと云ふことに就きまして、是が二重になるかならないかの問題に就て、委員會に於て鈴木梅四郎君、吉植庄一郎君等より質問致しました、之に就て多少言語か錯綜致しまして、其解釋に苦しむやうな點がございましたが、最後井上君より質問に對して政府が言明を致して居りますから、此言明に依るものを相當として之に牴觸しますものは、取消されることに御承知置を願ふことに致します、先づ以上の趣旨に依りまして質問希望等が出でまして、茲に討論に移りました、討論に移りまするど、憲政會を代表致しまして町田忠治君よりして、此追加豫算外二件中に於て、帝國開墾株式會社に關する費用、即ち大正八年度に於て、政府が八朱の補助として支出せんとする三十萬圓と云ふものをば、總て之を削除する、即ち總豫算の農商務省歳出の產業獎勵費の中から之を削除し更に豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すの件に於て、此三十萬圓の支出を削除する、斯う云ふ動議を提出致されました、而して其論旨は、帝國開墾株式會社の事に就ては種々疑惑を有つて居つたが、唯今井上君の質問に對する政府の辯明、又井上君の說明に對する希望條件等に依つて――希望條件と云ふのは、即ち會社の命令條件の希望等に依つて大に其疑惑は緩和致した、緩致したけれども、併ながら政府の食糧問題の根本に於てまだ疑ふ點あるを以て、是は容易に贊成が出來ない即ち茲に否決を致さんとするものである併し其理由に至つては本會議に於て之を陳述する、斯樣な事で否決の動議を提出致されました、之に對して國民黨の鈴木梅四郎氏が之に贊成致されました其理由は他日後とでと云ふ事でありまして、理由は述べられませぬ、茲に井上角五郎氏は此原案總てに贊成の意志を表しまして、是は食糧問題解決法として帝國開墾會社の事は必要のものである、其他に於ても必要缺くべからざる費途であるが故に、全部原案を贊成すると云ふことでありました、而して北井波治目君よりも亦贊成の御趣旨が演說されましたが是も最初多少疑を持つて居つたが、今日は全く此開墾會社に對する疑霽れて、唯々將來に於て政府は宜しく監督をして、國費の支出を十分に愼しむやうにして欲しい、愼しむと云ふことも十分に管理して欲しい、開墾會社に餘り多くの補助が行かないやうにして欲しいと云ふ希望を述べました、兒玉右二君は無條件に於て、此帝國開墾會社の補助は最も贊成する所である、而して豫算全體も之を認むる、斯樣な結果でございまして、是に於て討論終結して採決を致しました、即ち町田君提出の否決意見は擧手に問ひましたる所二十四名でございました、即ち出席五十九名に付きまして二十四名でございましたので、是は否決になりました、尙ほ念の爲め原案贊成を問ひました所、三十五名でございました、即ち多數に依て委員會は全部原案の通り決定致しました次第でございます、此段御報告申上げます。

「拍手起る」

○議長(大岡育造君) 本案に就ては討論の通告があります、町田忠治君。

「町田忠治君登壇」

「拍手起る」

○町田忠治君 私は此追加豫算案中農商務省所管の中、帝國開墾株式會社助成金に關する金三十萬圓を削除したいと云ふ修正動議を提出致します、斯く申しますと此金額は今年に於て現るゝ所極めて少額で大體に於て、大なる利害關係の無い問題かの如く見えます、去りながら此案を將來に亘つて考へますと帑に此案に依つて國庫が、三千五百萬圓の補助金を少なくとも支出せざるべからざるのみならず、若し此會社が缺損を重ね、此缺損を補塡した上に、年八朱と云ふの補給を致す場合に於ては、恐くは十五箇年間に、四五千萬圓を政府が支出する義務を負ふべき大なる問題であります、御承知の通り曩に我衆議院が、開墾助成法案に對して各派小委員會まで開きまして、國家食糧問題の解決を急とするが爲めに、國家問題として、各派虛心平意に開墾助成法案を修正致しました、而して之れが爲めに國民は、少なくとも五千萬圓を支出することは躊躇しなかつたのであります、然るに其案俤に衆議院を通過するや、政府は遽然として又此開墾株式會社の補助の案を提出されたのであります、御承知の通り連日委員會に於きまして質問應答に依つて、政府の此案を提出せられたる趣意の大要、又吾々議員が之に對して種々なる質問を致したことは、新聞に依つて天下に公にせられてありますから、私は茲に詳しく申しませぬ、而して昨日の豫算總會に於て、政友會の井上君より此帝國開墾株式會社の命令案に對して、頗る重大なる修正を加へられ、政府之に同意せられました、若し此修正せられたる命令書を以て、政府が曩に吾々に示したる所の命令書と比較しましたならば、其内容も頗る改良され、其體面も頗る改良されて居ります、去りながら此兩者相比すれば彼れ此より善きのみでありまして、食糧問題の解決の根本に至つては二者何等異なる所はありませぬ、私は此國家問題を決するに當つて、諸君に向つて聊か茲に希望を述べて置きたいのは此問題は一昨日政友會總理の方より内交涉のありし如く、私は之を黨派問題とは致したくない、飽までも國家問題として、出來るならば一致點を見出して、衆議院一致の希望として之を決議致したい希望を持つて居ります、故に是より私が申上げる事に對しては、事數字に涉る煩瑣なる問題もありますが、努めて省略して大體を申す筈でありますが故に、暫時御淸聽を煩したいと思ひます、本問題を解決する要點は分つて二つと致します、第一は曩に衆議院が各派一致決議したる開墾助成法案は、今後我國の食糧問題を根本的に解決するに定るや否

や、若しくりに政友會諸君の御考の如くにあらずとしても、開墾助成法案と帝國開墾株式會社の此兩者は、果して両立し得るか否や、此二つの問題であります、申上げるまでもなく、開墾助成法案の本會に提出せられ、開墾助成法案の委員會に於て、政府當局の言明する所に依れば、此助成法に依つて、今後十一年にして日本の主たる米の問題は解決し得られる、政府の言明斯様であります、而して此開墾助成法案に依つて開墾すべき地區如何と云へば、唯今豫算委員長の御報告とは全然相違して居ります、政府は斯樣に申して居る、是が要點であります、日本內地に今後開墾すべきもの凡そ二百萬町歩、其中內地に於きまして開墾し得べき見込のある所は百三十萬町歩ある、而して政府が昨年來十三班の委員を派遣して實地に調べた結果に依ると、大集團――百町以上の集團地として開墾し得らるべきものは全國に千六百箇所ある、故に政府は此開墾助成法案に依つて先づ第一着手として十五箇年間に百町以上の大集團地に向つて、其內二十五萬町歩を開墾致し、此二十五萬町歩を開墾すれば、其他の農事改良等の方法に依つて得たる收穫の增加と相俟つて、今後十一年にして、日本の米に關する食糧問題は解決し得られると云ふのが、開墾助成法案を吾々に提出せられたる所の大體の趣意でありまして、唯今委員長が申さるゝか如き開墾助成法案は、小規模の開墾、自作農の意味で出來たものでないと云ふことは明かであります、若し唯今の委員長の報告の如く、政府は此開墾助成法案に依つて開墾すべきものは、小規模自作農――自ら耕す者に限定して居ると云ふ意味であつたならは何故政府當局者が開墾助成法案を本會に提出するに當つて此助成法案の目的とする所の百町以上の大集團地、二十五萬町歩を開拓するを以て目的となる斯樣な言明を爲されたのであるか、此矛盾を承りたい吾々委員は御承知の通り政府の開墾助成法案に對する――政府の原案に對して大なる修正を加へました、此修正を加ふるに當つては、獨り我憲政會のみではありませぬ、國民黨、殊に政友會の委員諸君も御熱心に之に大修正を加へた、其修正の主なるものは、第一は原案には豫算の範圍內に於て支出すると致しまして、八年度に現れた金額は十萬以內であります、併ながら目下の食糧問題を解決し、並に將來の食糧問題を解決するには、斯る小規模の計畫では宜からぬ、宜しく豫算の範圍內と云ふ文字を削つて、苟も他の條項に相當する開墾業者に向つては今後法律の結果として之を支出するが宜いと云ふのが、衆議院一致の希望であります、貴族院に於きましては、之に對して種々なる解釋を加へられ、大藏大臣は、豫算の範圍內と云ふ文字を削つても削らずとも、同樣であると云ふ說明をしたと承りますが、少くも衆議一致の希望は、憲法上法律の結果として之を支出する意味に於て吾々は修正を加へたのであります、此修正一つ、第二の修正は、政府の原案は開墾地五十町以上大集團地に向つてのみ開墾する、補助を致すと云ふ原案を修正して、吾々は之を五町まで引下げて、小規模の開墾も大規模の開墾も、齊しく此法律の惠に浴せんと云ふのが吾々の提案であります、唯だ五町歩に向つて、國民黨の委員の方の御希望でありますが、一町歩五町歩と雖も、一計畫の下に此開墾が出來るならば、集めて之を五町としたならば、齊しく之にも助成法に依つて補助を與へる、社會政策に依り現に我國の自作農は年々減じ、一方大地主に兼併の弊がある、此社會の狀態を改良し、農村の開發を計る爲めには、各村に向つて出來得るだけ自作農を植付けると云ふ、此趣意に依つて我衆議院は各派一致して、之を五町歩に引下げたのであります、曩に農商務大臣は、或は此五町に引下げたる意味を以て、開墾助成法は、恰も小規模の開墾に限られるが如き言を弄されましたが、斷じて吾吾衆議院の修正は左樣でありませぬ、大規模の開墾も此助成案に依つて行ひ、小規模の開墾も此助成案に依つてやる、大小孰れも此惠に浴するのが吾々の本旨であります（拍手起る）然るに政府は曩に此案を出すのは、今後十五箇年二十五萬町歩をば開墾助成法に依つて開墾し、然も大規模の面積百町歩以上のものをば之に依つて開墾をして、先づ今後數十年にして、我國の食糧問題は解決し得ると吾々に先刻說明されたが、併ながら吾々は、更に此意味を擴張して、一層大なる開墾の面積を得んが爲めに、此制限を五町に擴めたが爲めに、若し十五年に二十五萬町歩出來る政府の案であつたならば、吾々の修正に依つて三十萬町歩乃至三十五萬町歩は、此の助成法の結果より得られると思ふのであります、然るに此案が僅に衆議院を通過するや、何故か直ちに帝國開墾株式會社と云ふ、一種廣大なる補助の下に、特殊の會社を造ると云ふことを提出されました、私は[illegible]申上げました如く、開墾助成法案に依つて、政府が啻に今後十五箇年間に、我國の不足とする所の食糧問題を解決し得たのみならず、吾々の修正に依つて更に多くの米の生産が茲に得られると云ふことを確信致します、然るに政府が更に之を出した趣意を承りますれば、其趣意何れに在るかと云ふと、諸君御承知の通りに、總理大臣の之を提出された動機、意思、農商務大臣が此案を提出された理由、又大藏大臣が農商務大臣に代つて此案を提出された趣意、それ〴〵異つて居ります、總理大臣は曰く、豫て斯る會社を以て、開墾助成法案と相俟つて、日本の食糧問題を解決したいと思うて居る矢先、幸ひ富豪の某某相集つて此希望を提出したるが故に、之を容れた豫て斯樣なる考を持つて居つたと云ふのが總理大臣の言明であります、農商務大臣は曰く、斯樣な考は無かつた、唯々衆議院が開墾助成法案を改正して、小規模の開墾をすることを補助するに至つたが故に大規模の開墾は此會社をして其任に當らしめやう、斯樣に言明されて居ることは、豫算總會委員諸君の何れも御承知の次第であります、此點に就て前に私が說明致した如く、吾々の修正は大規模の開墾は、此法以外に排除するのではありませぬ、大規模小規模併せ之を行ふのが、開墾助成法案の趣意である以上は、此修正に依つて農商務大臣が食糧問題に對する政策を直ちに變化して、大規模の開墾は會社をして之をやらしむると云ふ其意味が、吾々は了解に苦しむ所であります、更に大藏大臣は曰く、吾々は斯樣な案を出す考はない、唯々富豪連中から希望があつたから、受働的に此案を受けて帝國議會に出したのだ、大藏大臣の演說は斯樣であります、而して此計畫の內容に於て吾々委員の質問に對し、連日の政府の答辯は、或は右し、或は左し、一向其歸著する所を知らぬのは私の申すまでもありませぬ、凡そ計畫の杜撰――屢々議會に現れます計畫の杜撰として計畫の不十分なることを評することが多いが、若し眞に如何なるものが杜撰であるかと云へば、先づ帝國開墾株式會社の如きものは、杜撰の最も好い適例であると思ひます（拍手起る）若し內閣大臣の說明に矛盾若くは支離滅裂と云ふことがあるならば、此案に對する首相、大藏大臣、農商務大臣、此三大臣の答辯ほど支離滅裂、矛盾のものはありませぬ（拍手起る）凡そ我が今日の時代に於て、食糧問題[illegible]の爲めに、[illegible]成法案に於て[illegible]と云ふことは、頗る眞實の態度を[illegible]ります、之を決しながら、而して今後十[illegible]て食糧問題は之に依つて解決し得られると、[illegible]吾々が信じて大修正を加へながら、其[illegible]せられざるに當り、尙ほ之を以て足れりとせず、更に少くとも三千五百萬圓を要する所の帝國開墾株式會社に向つて助成を致すと云ふならば、少なくとも衆議院としては、輕擧妄動たるを免れぬと私には甚だ遺憾に思ふ（拍手起る）若し吾々をして言はしむれば、諸君も御同感でありませう、開墾助成法案に於て若し實行が出來ざる點がありとすれば、それは其開墾する者に向つて、如何にして資金を供給するかと云ふ此機關の備らぬことが、開墾助成法案の實施に於ける一大故障であります、吾々は委員會に於て此開墾助成法案を實施するに於て、政府が農工銀行若くは勸業銀行法を改正して、開墾資金を直接に供給するの意志無きや――有るや否やと云ふことを問ひました、政府は斯る意志は無いと答へた、農工若くは勸業銀行法を改正して、其資金を裕にする途微つせば、私は更に開墾に關する一の特別なる金融機關を設けると云ふ爲めに、天下の富豪相集つて會社を作り、それに向つて補助を希望するならば、一考の價あるものと私は斯樣に考へる、併ながら政府は更に其邊の考を持たずして、俄に之を提出した、若し――私は眞に斯樣に思ふ、政府が開墾助成法を提出せずして、單に此會社を保護して、日本の開墾に從事せしむる意味を以て、特殊の開墾會社を作ると云ふ提案であつたならば、國家社會主義の點から考へて見て、此內容を幾分か訂正致したならば、國家に代つて事に當る所の一種の保護會社として、之をして開墾に從事せしめ、其成功したる土地を以て、公共團體若くは自作農を植付けると云ふ社會政策を實行するであつたならば、私は此趣意は一考の價があると思ひます、又更に一歩を讓つて政府が開墾助成法案を提出すると同時に、此帝國開墾株式會社補助の議案を出して、此兩者の按排を攻究し、兩々相進み行かるゝ一の考を吾々に求めたならば、或は開墾助成法案にも修正を加へ、此帝國開墾株式會社の命令に向つても修正を加へて、兩者相進み得る所の一の成案を得たかも知れませぬ、然るに政府は開墾

助成法案を審議するに當つて其意味を問ひ質すと、政府は更に斯様な會社を以て、開墾助成法案と連絡を取るが如き會社を作る意味が無いと斷言されて居る、私は今に於て當時政府は、何故に斯る言明を吾吾にしたか、其心事を頗る疑ひます、若し更に一歩を讓つて、同時に此兩案を提出せずとも、吾々開墾助成法案を審議するに際して、首相が言明せらる丶如く何等かの方法に依つて、政府保護の一の會社を作る意志ありと云ふことを言明したならば、吾々は開墾助成法案を審議するに際して、之に向うて十分の考慮を加へる餘地がありました、政府は之に向つて何等言明致さず、寧ろ斯の如き計畫あることを隱蔽して、先づ助成法を通過せしめ、然る後に此案を遽然として出す、恰も吾々が審議し、各派一致して國家問題として取扱つた開墾助成法案を裏切するが如き態度に至るのは、吾々の甚だ遺憾とする所であります、將た大藏大臣は、此會社を希望した富豪は更に一點私益を圖るの考は無いと斯様に仰しやる、私も今委員長の此處で示された發起人の顏觸、其人格、其聲望の點から直に彼の人々は食糧問題を憂ふるの餘り國を愛するの餘りに出て此會社を發起せられたと云ふ事に對しては一點の疑を持ちませぬ、併ながら何故に此會社に向つて政府は斯る遠慮——世間の非難を恐るゝが如き態度を執るか、若し八朱の補給をし——缺損を補塡した上に更に八朱の補給をするに非ざれば、此財界の有力な人が發起人として手を下さぬと云ふならば、吾々は異論があります、去りながら若し眞に大藏大臣が言はるゝが如く、斯る會社に向つては、少くとも八朱を補助するに非ざれば出來ぬ（大藏大臣の言を藉りて言へば、是等の人々の此計畫は、愛國心の發動であると言ふ、若し愛國心の發動にして尙ほ缺損を補塡し、更に八朱の利益を保障すること十五箇年に及ぶに非らざれば此會社が成立たぬと云へば、恐らくは斯る民間一流の富豪のみならず、天下の人々は何人と雖も、勃然として斯る愛國心を出すことは容易であります（拍手起る）若し眞に開墾助成法案と合せて一種の會社を作つて兩々相對して此重大なる食糧問題を解決するの誠意あらしめば、何故に富豪の中には、開墾助成法に與ふる所の六朱の配當を以て滿足して、天下に率先して、六朱を以て大に開墾すべきの先例を作らぬのでありませうか（拍手起る）甚だ大藏大臣の先頭の此處に於ける辯護は私は採らぬ、發起人は千株づゝより取らずして、天下に成たけ之を汎く與へる若し愛國心の發動で、資産豐なる富豪が天下の爲めに此業に從事するならば、天下の應じ得られぬだけの不利益なる條件を以て、寧ろ全部之を引受くべきこそ當然であらうと思ふ（拍手起る）然るに自ら利益を考へず、國家の爲めにやると云ふ事が主でありながら、此利益保障の頗大なるが爲めに、世間に遠慮して、發起人自身が多くの株を持たぬと言明するのは、此會社の保護の狀態か、頗る優遇過ぎると云ふことを證明して餘りあるのである（拍手起る）井上君が昨日政友會を代表して、政府の命令に頗る重大なる修正を加へられ、前私が申す通り內容に於ても面目に於ても頗る改良した、唯々一點茲に疑のあるのは、委員會に於て國民黨の鈴木君から農商務大臣に向つて質問された際、其質問の趣意を一言申しますれば、開墾助成法案に於て、六朱の利益を受け更に此助成を受けて居る開墾業者が、開墾會社に事業を委託したときは、更に八朱の保護を此部分に對しても、帝國開墾株式會社に與ふるかと云ふ質問に對しては、農商務大臣は、公平に眞面目に、其重複する點は與へませぬと言明した筈であります、吾々も是は當然と思ふ、然るに昨日井上君の質問に對しては、恰も二重の保護に近き助成金を雙方から與ふると云ふやうな答辯が大藏大臣からありました、此計算の仕方はまだ不明であります、唯々唯今委員長の報告する所に依つて見ると、諸君御聽の如く、何等か二重の利益を得られる方法が、裏面に隱在して居りはせぬかと云ふ疑があります（拍手起り「ありませぬよ」と呼ふ者あり）是は計算不明であります計算不明なるが故に、吾々は疑問として更に之を研究する餘地があります、故に吾々の希望は、帝國議會が既に五千萬圓を費して、今後十五箇年間を限り食糧問題を解決し得られると信じて、既に衆議院を通過し貴族院を通過した今日に於て、少くも此開墾助成法の實績を見るが當然と思ふ、今後數年に亘つて、果して此方法の實績如何を見るが當然である、若し其結果吾々の豫期する如く至らなかつたならば更に今日提出さるゝ如く、帝國開墾株式會社の事を——斯様なものをば提出されて、吾々更に之を審議するも晚しと致しませぬ、更に百歩を讓つて、若し此帝國開墾株式會社が、開墾助成法案と兩立し得らるゝものと政友會諸君の信ぜらるゝ如くありとするも、此兩者の關係甚だ明瞭を缺くが故に先づ本年は之を見合せて、來年更に十分之を審議し、更に開墾業者に向つて金融機關たる性質を加へた所の、一種の保護會社を造るも亦晚しとせすと云ふのが、吾々の論旨の大要であります（拍手起る）井上君の今後の之に對する御演說を承りまして、更に吾々同志から詳細なる意見を申述べませうが、私は此修正動議を提出する理由として、大要右の事を申上げて、諸君の御參考に供するのであります。

「拍手起る」

○議長（大岡育造君） 井上角五郎君。

「井上角五郎君登壇」

「拍手起る」

○井上角五郎君 諸君、私は豫算全體に贊成を表する者でございます、さう致しまして、私の議論は即ち此豫算中に於て、削減修正を加へられんとする點に就て、原案維持の議論を爲すに限らうと思ひます諸君、開墾に依り、埋立に依り、耕地を擴張すると云ふ事は、啻に食糧問題の上に於て必要なるのみに止まりませぬ 是ぞ所謂富源の開發でありまして、多々益々其必要を感ずるのであります、故に吾々は開墾助成法案に向つて贊成をした、其助成法案の成立を見ながら、尙ほ今日帝國開墾株式會社の補助契約の件に關して、贊成を表するのであります、此點に就きましては、最早何も議論をする事がございませぬけれども、反對論者の議論、又世間に傳へて居る所の議論それは內容を知らずして傳へて居る議論もあり、內容を知つて稍々反對の意を表して居る者もありますが、是等を擧げて論ずる前に當つて、先刻豫算委員長が報告せられたる命令條項の一二を擧げて、其意味を先づ以て明白にして置きたいと思ひます、命令條項の中には個人法人の開墾助成法案に依つて開墾をする者と、此會社とは、競爭をせしめないと云ふ一箇條がある、例へば茲に一の國有山林がある、之を拂下げて開墾をしたら定めて宜からうと思つて、個人が此山林の拂下を望む場合に當つて會社が——堂々たる大會社、三千萬の資本を有し、立派な者が株主になつて居る會社が又其山林の拂下を望んだならば、時の政府の如何に依つては、或は會社の爲めに其山林が取られるかも知れない、故に土地の收得其他に關して競爭をせしめないと云ふ、命令條項に一の特なる箇條を加へたのであります、斯う云ふやうな競爭はさせぬ積りであります、又啻に此會社は利益のみ八朱として補給するのではなく萬一損失があつた時には、其損失を補塡してやるのであるから、如何に其損失が多くなつて、國家の負擔がどの點に至るか分らぬと心配する者があるから命令條項は即ち著手する前に當つて、天災其他の危險損害の慮の多いものは、之を差止めると云ふ條項を加へてあるのである、又十五箇年間に二十五萬町歩の開墾をするのであるから、之を一年に割つて見れば一萬六七千町歩、必ず此會社は、一萬六七千町の町歩は著手しなければならぬと云ふことも、又命令條項に書いてあるのである、果して然らば此開墾會社は、開墾助成法案に依る所の開墾のものと、決して競爭しない、衝突しない、而も大なる損害を受けず、而も豫定の地積は開墾し得る、必ず得させると云ふのが、此命令條項の趣意であると云ふことは諸君も御了解であらうと思ふ、又此開墾會社が、開墾助成法に依つて開墾の權利を得、許可を受け、其助成法の交付金を貰ひ、其仕事を請合ふことが——其時には請合はぬと云ふことが、命令條項の一箇條には截つて居るのである、此點に就て唯今町田君がそれでは開墾助成法案に依るの六朱の補給を爲しつつ又更に會社に對する八朱の補給を受けて、補給の二重取をするのではないかと云ふことを言はれました、町田君にして斯様な疑問の起るのは、如何はしく私は承りましたけれども、併し町田君は但書を加へて、尤も計算は能く知らぬけれどもと仰しやつた計算を能く知らぬ事は、町田さんだつて間違ふだらうと思つて私は此點に就ては強ち深くは咎めないのである（拍手起る）試みに考へて御覽なさい五町歩以上の開墾をする、假りに五町歩以上の開墾をする者が五萬圓之を實費として政府に屆出でゝさうして五萬圓に對して六年乃至七年間年々六朱の補給を受ける、之を會社に持つて行つたらばどうするでせう、會社が矢張五萬圓で引受けるでせうか、之を五萬圓で引受けたならば政府は會社を保護する趣意に外れたる重役の行爲と、之を認めざるを得ない、何故ならば政府が會社を保護するのは、三千萬圓に對して年々八朱の配當は必ず爲さしめる、之を義務として之が報酬として、二十五萬町歩の開墾をすると云ふのが命令である、其二十五萬町歩以上の開墾をして

得た所の土地は、自分で所有することが出來ない、之を安く賣れと云ふのが、之が命令である、人の仕事をして――唯々してやれ、人の仕事を請合つたら實費で自分の諸入費は持出してやつてやれと云ふ命令は無い、故に唯今の五町歩の開墾をする個人が會社に頼みに行けば、此五町歩の開墾の實費、例へば五萬圓とするならば、五萬圓以外に會社は相當の手數料、それに掛る所の役人の監督費、並に會社がそれに向つて要する所の資本の利益だけは別に要求するのである、此點が町田さんにまだ御分りにならない、私は政府委員に對して、豫算委員會に於て斯樣な事は聽きませぬ、質問はしなかつたから、政府委員も答はせぬでしたけれども、凡そ斯樣な場合には斯樣になるべきものだ、決して是は二重になるものでないと云ふことは、申上げて置かなければなりませぬ、會社の配當は年利八朱である、此八朱と云ふことの意味は、是から先に私が議論に入るに當つて必要があるから、明瞭に申上げて置きます、會社が損失をしたときには政府は補塡します、さうして八朱の配當をします、幾ら利益を出しても、會社は八朱の配當しか出來ませぬ、八朱以上の利益があれば或は前日の損害補塡を返還せしめ、或は成功したる土地の直段を減價せしめて、會社には少しも八朱の配當以外の利益を殘しませぬ、故に解散の時に當つて會社は如何なる狀態になるかと云へば、所謂法定積立金――年々幾らか積んだ所の法定積立金が五箇年間殘ると云ふのと、株金三千萬圓殘る外には何も殘らぬ、其法定積立金は、取も直さず會社の解散の費用其他になるのであるから、此會社の株主は十五箇年間の極めて長い年限間、八朱の定つた利子を以て金を以て金を貸付けたと、同じものであると云ふことに了解するこが出來るのである、尙ほ茲に命令條項に就て一つ申上げて置かなければならぬことは其出來上つた所の田畑は、自作農たらんとする者、緣故者、又は公共團體の順位を以て之に賣渡す、此値段は如何にするかと云へば、即ち開墾實費の五割增以內――開墾實費の五割增以內――例へば開墾實費が千圓掛つたものならば、千五百圓以內、斯樣にして自作農者、緣故者、公共團體に賣渡すと云ふのである、千圓掛つたものが或は二千圓もする、三千圓もすると云ふ場合があつたならば、中々に其土地は買手は多い、それでも尙ほ且つ千五百圓で賣らす、若し又千圓掛つた土地が實際の相場が千二百圓しかしない、或は千圓しかしないと云ふ時には、時の相場で之を賣らす、是が即ち命令條項の五割增以內と云ふ言葉に當るのである、諸君、此五割增以內と云ふことを吾々が決めて、又之を政府が賛成したる點に就きましては、少しく御聽取を願ひたい事があるのであります、私も町田君に倣つて稍々數字が交ると云ふことがありますから、それは能く間違はぬやうに御聽取を願ひたいと云ふことを願つて置かなければなりませぬ、開墾助成法案の第二條に「助成金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工事開始ノ年ヨリ工事終了後四年ニ至ル期間內ニ於テ」云々とあります、果して第二條の如しとすれば、開墾に著手して終了するまで、是が假りに三年掛るとする、其後四年間である前が三年掛つて後が四年であるならば合計して六年若し工事の期間が四年掛つたならば工事期間が四年其後が四年であるから、合計して七年一年は八亘るのである、開墾助成法案に依つて年利六朱の交付を受けるのは、先づ通常六年間或は七年間と見て宜からうと思ひます、茲に一人の人があつて、開墾助成法案に依つて開墾する場合に當つて、其人が幸に金が有つたならば此上も無い仕合である、若し金が無かつたならば、借財をして開墾に著手をしなければならぬ、此借財金利は正に幾何と見て相當でありませうか、殊に自作農たらんとする者と云ふ如き身分を以ちまして、他人に金を借りて開墾をするとしたならば、年利一割二分は已むを得ない利子であらうと思つて居る、年利一割二分の金を借りまして開墾に著手して、六朱は助成法案に依つて交付せられて殘り六朱と云ふものは、開墾實費以外に之を何とかして融通せざるを得ない、其殘り六朱のものを融通するに付て、六朱を長利で計算すれば、六年掛れば即ち四割一分八厘になる、七年にすれば即ち五割二分になる、故に開墾助成法案に依つて開墾をする者が、資本を一割二分で借りてやつたとするならば、他人に開墾をして貰つた、一割五分以內で買つたのと別段の違はないと云ふことが起つて來る、五町步以上の開墾を自ら企て得る人は既に中農であります或は場合に依つては、五町步以上の開墾を企てる者は、地方に於ける金持と謂つて宜しいのである、將に自作農者たらんとする者の如きは、斯樣な計畫は出來ませぬ、斯樣なる計畫が出來ないものか、此開墾助成法案に依つて其計畫をする者と同じやうな計算を以て、土地を我所有に歸することが出來る、況や會社が利益して居る時は、其値段を一層減じられて居る、況や政府は左樣なる自作農者若くは公共團體に向つて、低利資金の融通をしてやると言つて居るならば、此開墾助成法案こそ、中農以下の農民を救助する唯一の便宜なるものであつて、公共團體之に依つて、初めて自治の精神を發揮し得るものであると云ふことを言ひ得ると、私は信じて疑はぬのであります(拍手起る)諸君、斯樣に政府の命令條項に對して解釋を企てゝ見ますれば、恐くは此案に對して反對すべき者は無いであらうと思はれるのでありますけれども、尙ほ且つ町田君の如き經濟に長じたる御方より反對の議論を聽くに至りましては、更に進んで十分なる議論を試みざるを得ないのであります、其私が試みんとする所の議論は、第一が米麥の過多に至るのを虞れると云ふのは、果して眞實の虞であるか、所謂杞憂に屬するものであるかと云ふことが第一であります、第二は補助が厚きに失する、殊に開墾助成法案と此會社契約の案とを較べて權衡を失つて居ると云ふのは、果して道理ある反對であらうか、第三には是ぞ所謂開墾の本旨を果たし、是ぞ所謂農民の救濟であると云ふことを、反對論者は忘れて居るのではないかと云ふ、此三點に就て論じて見やうと思ふのであります、町田君は必ず記憶せられるであらう、否な確に記憶せられて居る、開墾助成法案を提出する時に、政府は說明して斯樣に言うて居る、斯樣に開墾助成法案を實行し、尙ほ從來の如き手段に依る所の開墾を進め、耕地整理を爲し農事に改良を爲し、並に朝鮮臺灣の米麥を我國に移入したならば、米は十年以後にして初めて自給することを得る、麥は二十年以後にして初めて自給することを得る斯樣に開墾助成法案を說明する時に政府は說明をして居る、幾度か委員會に於て、政府委員は開墾助成法案に於て說明を致して居ります、私は實は其委員會に臨んでも見ませぬが爲めに、委員會の速記錄を調べて見まするのに、政府委員が唯一人として、此開墾助成法案があれば、最早米麥の供給は十分なりとは申して居りませぬ、斯く色々の方法を行ひ、併せて此開墾助成法案が豫期の如く進めば米は十年以後にして自給する、麥は二十年以後には自給すべしと申して居るのであります、十年間は足らなくても宜しいのであらうか、二十年[illegible]し ても構はぬのであらうか、[illegible]と云ふ點は、實は明日を待たず今日より[illegible]のである、故に開墾助成法案を出す時に、之をやつたならば十年二十年後に幾らか安心になれると思つたが、今や帝國開墾株式會社と云ふものを[illegible]起して、開墾助成法案と稍々[illegible]力の匹敵したるものを出して來たから、もう一つ之を實行して米の十年で自給するものは、切めて縮めて五年にし、麥の二十年に自給するものは、切めて縮めて十年にしやうと云ふのが此案の出た所以である、町田君は彼の案を出した時に一緒に出して呉れたら宜からう、彼の案を出して呉れた時に、切めて斯う云ふ案を出すと云ふことでも言つて呉れたら宜からう、此問題は黨派問題ではない、此問題は即ち國家問題である、根本的に之を論じなければならぬと仰しやる御方が、何も其議案を出すのに、同時でなかつたらうが、遲かつたらうが、早かつたらうが、そんな手續の彼此を言はず(拍手起る)其手續の彼此を言はずして十年が五年になるのは仕合である、二十年が十年になるのは仕合であると論じられてこそ、國家の根本問題に觸れたものであらうと私は信じて居るのであります(拍手起る)諸君、果して然らば其五年十年經つた後に自給自足が濟んで、開墾助成法案に依つて二十五萬町步成功し、此會社補助の案に依つて、二十五萬町步成功して、五十萬町步の田畑が殖えたならば米麥過多と云ふことに苦しむ虞は無いかと言ふかも知れない、諸君、是即ち強て言へば意氣地の無い議論、桑があるではないか、繭があるではないか、蒟蒻玉もある(笑聲起る)馬鈴薯もある、海外に輸出すべき農產は甚だ少くないのであります、現に今日我國の耕地面積に較べて唯今の五十萬町步を計算して見れば、僅に百分の八に過ぎない、幾ら我日本國の田畑が百に付て八の割合で增加したから、之が爲めに耕作に堪へない、之が爲めに米麥の多きに苦しむ、之が爲めに新しき農產を見付けて、海外と貿易を開き得ると云ふに至らぬと云ふ程の農家でもなからうぢやないか、それ程の我國でもなからうぢやないか要するに根本の問題に就て二十五萬町步既に開墾し、更に二十五萬町步開墾すると云ふのは、根本の問題に觸れると言はれるけれども、何所が觸れる自給自足を早めて、尙ほ其上に海外の貿易を助ける

毫も根本問題に觸れる所は無い、唯々觸れるのは議案の提出其宜しきを得なかつたのが、稍に障る位の障方より外には無いのである（拍手する者あり「百分の八、そんな算盤が何所にある」「算盤が違ふ」と呼ふ者あり）諸君、十五箇年利八朱の貸付同樣の株式は、株主に取つて果して厚きに失するものであらうか、私は之を以て薄きに失するとは言はないけれども、決して厚きに失するものとは言はない、今日の經濟狀態から考へ、今日の金融狀態から考へ、或は三年乃至五年の据置で借りるのすら、七朱八朱の利子は皆な出して居る、十五箇年間を据置いて、十五箇年目に忽ち總てを返されると云ふやうな斯樣なる貸金に對して、八朱と云ふものは強ち喜んだ金利ではないのである、尤も此八朱が全くどうも捨てた金利でもないのは、政府の保障が付いて居るから確に貰へるだけは信用があるのである、之を若し南滿鐵道の株とか、或は東洋拓殖の株とか、近くは染料會社の株の如きに較ぶれば、年利八朱、年利八朱でなくて七朱でも、現に此頃水力電氣鐵道會社抔を始めれば、年利五朱の株を喜んで人が持つ、年利五朱でも喜んで人が持つと云ふのは、前途に望がある南滿會社とか、東洋拓殖、乃至若くは染料會社の如きは、或は大に擴張せられて、株券が尚ほ増加するの見込がある、或は利益が増加して配當が殖えて來ると云ふ望がある、前途に望があるから、郵便鐵道水力電氣の如きは、五朱の利子でも尚且つ之を持つ者がある、之を今回の此事業は年利八朱、どんなに藻搔いても騒いでも年利八朱より多くはない、但し減らない、減らないとは云ひながら、重役が――之を監督して行く重役も人間である、萬一間違がないとは言へない、其重役個人の間違から會社に生じたる損害は、會社株主の負擔とならざるを得ない、多少危險は帶びて居るけれども、唯、八朱に決つて居ると云ふのであつて、何等面白味も樂みもないから之を南滿、東拓、染料、若くは郵便鐵道とか、水力電氣の如き株式と同視する譯には行かない、或は言はん、公債よりは利子が宜しい、其通りであるけれども、公債の如き便利な融通の品物とはならない、郵便貯金よりは甚しく利子が宜しい、郵便貯金は且に預けて夕に出すことが出來る、左樣なものぢやない、是が決して今日の經濟狀態から考へ、金融の狀況から考へて、金利が高きに失して居るものとは言ふことが出來ないのである、唯々一つ茲に殘る所の問題は、開墾助成法案に於ては六朱、此會社の補助契約は八朱である、六朱よりは八朱が多いと云ふことを意味して居らるゝと見えて町田君も助成法案は六朱だが云々と云ふことを言はれる、町田君、――君の如き計算に達した御方は、計算に於て目標が違へば、即ち其答は違うものであると云ふことは、御承知にならなければならぬのである（拍手する者ある）開墾助成法案は、支出したる實費に對して年々六朱、それを貰うのが開墾助成法案の取極めである支出したる實費の總額、今回の會社補助の契約は資本に對して八朱、此資本なるものは折返し、折返し折返し使はれたものが支出の總額である、（笑聲起る）之を私が論ずるに當つて、或はどうだらうと御疑の御方があると見えて笑つて居る、笑つて居る御方に向つて餘り數字の事のみ言つて居るのも、少し倦きが來るでせうから、外の御話を申上げる、小學校に於て四年級、此生徒に向つて先生が日給一圓の職工と時給十錢の職工があるが、何方が餘計取るかと云ふ問題を出した、一日の給金一圓の職工と一時間の給金十錢の職工があるが、何方が多く取るかと云ふ問題を出した、一番劣等な生徒答へて曰く、一圓の方が多いと言つた、稍々優つて居る方の生徒は答へて曰く、十錢が多いと言つた、最も優つた生徒が、先生時給の職工は、日に何時間働きますかと斯う言つた、日に九時間働けば一圓より少ないけれども、日に十一時間働けば一圓より多いのである、徒らに數字の八と六とを較べて八より六が少ない、六より八が多いと云ふことを言ふのは、算術を知らぬ議論と言はなければならぬ（拍手起る）左樣な有樣でありますから、御覽なさい（「違う／＼」と呼ふ者あり）唯今町田君の言はれた如く、此開墾助成法案に依つて二十五萬町歩を成功する、（「議題が違ふ」「何が分るか」と呼ふ者あり）其補給は一年一朱である、開墾助成法案に依つて二十五萬町歩を成功する、其補給は一年六朱である、然るに合計で政府の豫算は四千九百萬圓になつて居る、帝國開墾株式會社は同じく二十五萬町歩を成功する、其補給の利子は、始めから終りまで悉く利益が無かつたとして三千六百萬圓である、一方は二十五萬町歩を扱へるに三千萬圓の金を以て掛る、政府から貰へるものは三千六百萬圓一方は年々六朱で一つ／＼やつて行く、其金高は政府の豫算に依れば四千九百萬圓、何故に斯んな六朱の方が八朱より多いと云ふ答が出て來る、是に於て日給と時給の差を諸君は能く知らなければなるまいと思ふ（「駄目の價値が下るぞ」と呼ふ者あり）諸君、會社は三千六百萬圓の金を、年々八朱やるとすればやらなければならぬけれども、會社は其目論見書に於ては、僅に六百萬圓貰へば後とは貰はぬで濟むであらうと言つて居る、是は會社の言つて居ることで、吾々は之を當てにしないけれども、豫算は即ち豫算で、恐くは六百萬圓内外の補給で濟むと思つて居る、是は何故であるかと云へば即ち資本に對しての補給であるから左樣であります若し此開墾株式會社が、助成法案の如く支出した總高に向つて六朱の補助を受けるものとしたならば、如何なる計算となりますか、開墾株式會社の目論見書には、十五年間著手する、其田畑の總計、其算出の資金總高は一億六千二百五十萬圓を計上して居る此一億六千二百五十萬圓に對して、開墾助成法案は即ち六年若くは七年掛る、之を六年と見て、六箇年間六朱つゝの利子を掛けて見たならば幾らになるか五千八百五十萬圓の金をやらなければならぬのである強て狹いことを言へば、帝國開墾株式會社が斯樣なる會社を立てゝ、斯樣なる補助を貰ふ、さうして契約をして命令を受けて窮屈にしてやるよりも、開墾助成法案に依つてどん／＼やつて行きますれば、貰ふべき補助多くして、出來上つた品物は、自分勝手に自在に始末が出來る、それにも拘らず斯樣なるものを拵へて、幾らか國家に富豪の面目を保つて見たいと云ふのは、近頃富豪として上出來なることであると、私は思つて居るやうなる次第であります、然るに之に對して豫算委員會抔に於きまして、諸君から是れは政府から勸めたか、是は實業家から望んだかと云ふて、甚だ富豪々々と云ふ言葉を頻りと言つて前年の鋼片拂下問題と類似した問題でないかと云ふ如き念慮を聽く人に起さしめたのは片腹痛き次第であると私は思ふ（拍手起る）諸君、開墾は一種の營利事業であります、開墾は一種の營利事業である、儲けるが爲めにやる仕事である、何れ儲けるが爲めにやる仕事であるのを、開墾助成法案は一つ一つに打切つて、之に補助をやるのである、故に開墾助成法案に依つて開墾した者の中には、大變な仕合な者もありませう、開墾した土地は實費の倍にもなり三倍にもなる、然も其間の利子六朱を貰つて又甚だ不仕合の人もありませう、開墾したけれども物が出來ない、物が出來たけれども、丁度翌年水害で流してしまつたと云ふ不仕合な人もありませう是等は利子の補助額を貰つたと云ふ事が、天から役に立たない、要するに開墾助成法案は一つ一つに切つて補助するのであるから或者は仕合を受け、或者は不仕合を受ける、帝國開墾株式會社は、始めから終りまで二十五町歩を一纏めにして、之に對して補助を加へるのであるから、或者は儲ける、或者は損をする、復た或者は儲け、或者は損をすることを重ね重ねて行つて、然る後に所謂營利會社である、徒らに損の立つ仕事をするものでない、結局儲かると云ふことがあるから、年八朱づゝの配當を爲すだけの補助を貰つて居るけれども、僅に四年經てば、六百萬圓位を貰へば、殘り三千萬圓は貰はぬで濟むと云ふ計算が出るのである、是に於て乎八朱の補助を爲す場合に在つては、缺損を補塡してやると云ふことの問題が生じて來る、一つ々々の場合に缺損を補塡して來ると云ふ問題は生じない、一方に缺損を補塡してやり、一方には補塡しないと云ふことは、其間に於て權衡を失ふではないかと云ふ反對、是は町田君から聽かなかつたけれども、さう云ふ反對があるのは唯今のやうな譯であるから是亦權衡を失つたものでないと云ふことは、茲に明白にして置くことが出來るのである、諸君、八朱の配當を補給すると云ふことは、今日の經濟狀態、金利の有樣から考へて決して厚きに失しない、さうして其八朱と六朱と較べて、若くは一方は損害を補塡し、一方は損害を補塡しないと云ふことが、助成法案は、會社契約との間に何等權衡を失つたものでない、是だけの事は明瞭に御分りになりませう、先刻町田君が御演說を爲すつて、非上の說は今聽けぬ、聽いたら更に代つて論ずる積りであると仰しやつたから、願くは明瞭に、左樣ならずと云ふことの反證を舉げて戴きたいと思ふのであります、加之此五町歩以上のものは、即ち助成法案に依るの開墾は、開墾したる土地は自ら所有することが出來る、人に賣ることも出來る、又自分に所有して人に小作さすことも出來、勝手次第に其土地の處分が出來る、會社に於ては必ず之を自作農たらんとする者、或は緣故者、若くは公共團體に賣拂はなければならない、然らざれば則ち之を

會社に賣るとして、自ら所持することが出來ない、開墾助成法案に依るものは、自由に土地の撰擇を爲し得るのである、此會社は左樣な事は出來なくて、政府の命令に從はなければならぬものである、さうして政府より補給されまして、補償せられたる金高に至つては、先刻も申上げたやうなものであるとするならば、此會社こそ助成法案よりは、惡きものなりと云ふことも言ひ得ると思ひますが、私は徒らに惡きものなりと玆には申しませぬが、願くは斯樣なる會社が成立ち得れば宜しいかと心配して居ります是非成立たせたいのでありますから、まあ相當に申して置きたいと思ひます、諸君、果して然らば、第一の米麥の過多に至るを怖れると云ふ問題は、既に杞憂に過ぎない、第二に其補助が厚きに失し、就中兩者權衡を失して來ると云ふ問題は、要するに算術を知らざる者の頭から言つたのである、否な多少の理由は此に在る、それは會社が――帝國開墾株式會社であります、目論見書と云ふものを印刷して、其目論見書の定款第三十五條には斯樣な事が書いてある「前條ノ配當金ガ拂込濟株金額ニ對シテ年百分ノ八ノ割合ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ノ半額ハ特別準備金トシテ之ヲ積立テ其殘額ハ各株主ニ配當シ又其一部ヲ役員ノ賞與金又ハ後期繰越金トス但シ其ノ超過額ヨリ特別準備金ヲ控除シタル殘額ハ拂込株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超ユルトキハ其超過額ハ之ヲ特別準備金トシテ積立ルモノトス」斯樣な事が書いてある、言ひ換へれば損をしたときは、總て損を埋めて貰つて八朱の配當をする、愈々儲かつたならば八朱どころでない、一割二分まで配當する、而も利益の半分は積んで置いて、後日何かの時に之を分配する、斯う云ふやうなことにしたいと云ふことが定款に書いて、印刷にまでしたのであるから、世の耳目を以て任ぜられる新聞記者其他の人々は、早くも此事に注意して、此開墾會社の要求は甚だ多きに過ぎる、此開墾會社に對する手當は、甚だ厚きに過ぐると云ふ議論が起つたのであります、私共も當時此印刷物を見た時には、此案に反對しやうと思つた、然るに政府は、左樣な事を排斥して、八朱以上の配當はさせない若し餘る金があれば、之を重役に分たさせない、之を積立てゝ置くことはさせない、即ち政府の補給したる金を返還せしめて尚ほ餘あれば、成功したる田畑の値打を安くさせる、況や其田畑を賣却させるには自分の思ひ思ひの値段を以て賣らしめない、開墾資費の五分までを制限として其制限に於て賣らしめると、斯う制限を付けた、諸君は或は昨日豫算委員會の結果、一度何かの御都合で籠居をして、今日豫算委員長の御報告を御聽きにならぬで、其前の事を以て彼此言うて居るのでなからうかと私は思ふやうな心持がする（拍手起る）是は既に取消して、今日の政府の態度に立戻れば、何所に權衡を失したものがある、何所に厚きに失するものがあるかと云ふことは、恐くは故らに反對する意思なき諸君には、明瞭に諒解せられたることであらうと思ふ（拍手起る）諸君、最後に――最後に――最後にと云ふのは、即ち第三番目の議論、今日地方農家の利益を圖らんとするならば、何が必要であるかと云ふならば、自作農の數を殖す、即ち中流以下の農民をして、安堵を得せしむると云ふことが大切な事である、第二に何が必要であるかと云へば、自治團體、町村、是等町村をして相當なる基本財産を得せしめ、相當なる收入を得せしむると云ふことが、是が一番大切な事である、地方農民の便益を圖り、地方農家の改良を圖る、勿論金融機關も設けなければならぬ、勿論農事の改良をさせて行かなければならぬ、彼等に對して又教育を十分にしてやらなければならぬと云ふことは分り切つて居るけれども、就中公共團體と云ふものは、相當の財産の餘裕あらしめ殊に自作農を多くして、農民に安堵の場所を得せしむると云ふことは、目下第一の急務であると云ふことは分り切つて居る、若し此開墾問題は取りも直さず、食糧問題である、食糧さへ得られゝば宜しいのである、其の他のものは顧みるに及ばぬと言はれるならば兎も角も、開墾問題は單に食糧問題でない、即ち富源の開發である、富源を開發して、自ら富源に近づき得ざる者をして近づかしめると云ふのが、開墾獎勵の本旨なりとせば、自作農を進めることゝ公共團體をして財産の餘裕を得せしめると云ふことは、自ら開墾其のものと相次いで起る問題と言はなければならぬ、然るに昨日も議論を聽くことを得ませぬでしたけれども、隣りに列んで居る鈴木梅四郎君、私は此鈴木梅四郎君に對して、從前より敬意を拂つて居りますけれども、兎も角も今日に至るまで所謂社會政策に沒頭して、中流以下の農と云はず、商と云はず、工と云はず、中流以下の人民、就中無資無産の人々を救濟すると云ふことに殆ど日に夜を次いで、所謂實生活主義を實行せられて居るのは感心して居るのであります、故に私は言つた、貴下が若し開墾と云ふ問題を、社會政策と云ふことの上に引較べて御考下さいますならば、假し開墾助成法案には反對するとも、此案には賛成なさる筈であると斯う私は言つたが、中々賛成は爲さらぬ、要するに失禮ながら數字が御分りにならぬと云ふ事を申上げる外ないのである（「其通り」と呼ぶ者あり）何故と云ふならば、五町歩以上の開墾をすると云ふ事は、尋常一樣の者には出來ませぬ、今や將に自作農となりたい、人間と生れて鋤鍬を擔いで、朝に家を出でゝ夕に歸るのであるけれども、切めては生きて居る内に自分の名義の土地が五段歩でも一町歩でも有つて見たいと云ふ位の人間で、五町歩以上の開墾をする資力はございませぬ、又町村に依つては色々の狀態がありますけれども、此町村には五十町歩或は七十町歩の荒地がある、森林があると云ふが如き町村に行つては、五十町歩七十町歩と云ふ土地を開墾する資金を調達する力は、其町村其公共團體にはございませぬ、斯樣なる場合に於て帝國開墾株式會社が大なる資本を以て開墾をしたものを、恰も開墾助成法に依ると同一の値段で以てお前五段歩要るならやらう、七段要るならやらう、此村で之を全部持つと云ふならば、持たしてやらうと云ふことがあつたならば、五町歩以上の者は開墾助成法の恩惠に與り得るも、五町歩以下の者は、此會社に居らざれば其恩惠に與かれない（拍手起る）然るに徒らに富豪の發起であるからと云ふ言葉に拘泥して、鈴木君が之に反對されるに至つては、私は極く分り易い一例を申上げる、丁度昨年も米が高くて、其時に米を安く賣るが宜しいと云ふので、志ある者は多少の義捐をした畏多くも、天皇陛下より御賜金があり、政府には臨時の支出を爲した、金持は皆な多少の金を義捐した、所が是は村の名を申して宜しいが、或縣の或郡の或一村に於ては、吾々は天子樣の御金や政府の金は貰ふけれども、何も金持の金を貰はぬで宜しい、それ程困つて居らぬと言つて、之を拒絕した處があると云ふことを知つて居る（「然り〳〵」と呼ぶ者あり）之を拒絕した其者の精神は兎も角であるけれども、苟も義捐と名の付いて救助にすべき金が集つたならば、其金が何處から集まらうが、救助する目的が達すれば宜いぢやないか、救助の目的に足らぬものならば、如何なる金とてもいけないけれども、救助の目的に足るものならば、金持の金だとて宜しい、貧乏人を救ふが宜しいのである、然るに此案は富豪が目論んだのであるから、小農若くは地方團體の利益にはならぬであらうと、一も二もなく排斥して、折角永年やつて居らつしやつた社會政策實行に聊かたりとも（「八朱々々」「八朱はどうした」「まだ分らないのだ」と呼ぶ者あり）社會政策の上に於て如何かと云ふ考を起さしめるのは、鈴木君に不似合なやうな心持がするのでありますが、恐らく此點に就ては、鈴木君より後から聽くことを得ることが出來やうと思うて、之を樂みにして居るのであります、諸君、斯樣にして小農が土地を得、斯樣にして公共團體が土地を得、其土地は一時に金を出さぬでも得られぬので、低利資金を借りて得られるとしたならば、實に此案こそ、地方救濟に最も大切なるものであると申すことが出來るので、反對論者が忘れた所の良點、反對論者が言はないけれども――反對論者の氣付かい所の此案の最良なる點は、是で自ら御了解を得たことゝ思ふのであります、諸君、私は一昨年歐洲戰爭の眞最中に於て、一の印刷物を拵へて、諸君の御手許にも差上げたことがある、要するに此際大なる公債を募つて、さうして置いて戰後必ず來るべき所の反動が來つた時分には、其公債の金を出して、鐵道を架けるなり、治水事業をやるなり、其他港灣改良可なり、道路の建設可なり、各種の事業を戰後に起して、其來る反動を幾らか防ぐが宜からうと云ふ事を論じたことがある、今原内閣が出來て以來の全體の施政を見るのに、即ち原君の在野の時に長く唱へられたるが如き、積極政策を實行して、既に今までに於て成立したる所の豫算に於て諸君が了解せらるゝが如く、鐵道の建築が大に增加した、道路、港灣、治水の改良も亦大に增加した其他各種の事業を積極的に企てた、之に依つて地方が現に米でも安くなれば、地方が不景氣を增すのであらうけれども、其不景氣を幾らか抑へることが出來るであらうと、私は原君が從來積極的方針を唱へられ、原内閣の積極的方針が、國家施政の上に最も適して居るが爲めに、之を專ら實行すると云ふ（拍手起る）此點に於て甚だ私は原君の内閣を謳歌する者である、況や此内閣は苟も左樣なる事をして、戰

後の不景氣を防ぐに足る機會あれば、之を捉へて不景氣を防がんとして、即ち開墾助成法案の成立して未だ日淺きに、早くも此帝國開墾株式會社の補助契約の案を出して、更に此處彼處に幾百幾十の人が這入つて仕事をして、地方を賑はすの手段を執ると云ふ事に就ては、獨り開墾其のものに對して此內閣が能く要領を得て居るのみならず、國家の大勢に通じ社會の氣運に通じて爲すべき仕事を爲すべき時に於て企てゝ居るものであると云ふことを、爰に斷言して憚らぬものであります(拍手起る)是だけを以て本案贊成の理由と致します。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 鈴木梅四郎君。

〔鈴木梅四郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○鈴木梅四郎君 諸君、開墾會社の問題に就きまして、立論の基礎に於いては多少の差はございまするが、大體に於て私と所見を同じうする町田君が此案に對して、政府の矛盾、衝突、其他有ゆる失態を來して、議場に一種の感を與へました事に就ては、遺憾なく御話になつて居りまするから、私は此點に就て爰に繰返して申すことは止します、唯に此案の贊成者である所の井上君が長々と雄辯を揮はれました、それを謹聽致して居りましたが此井上君の御議論に對しても、大した駁撃を加へる程の價打が無いと私は信じて居ります(「ひや〳〵」「生意氣言ふな」「分らぬな」と呼ぶ者あり)此點も餘り深くは論じませぬ、(「大に論じろ」と呼ぶ者あり)私は本案に贊成を致しますことの出來ない根本的の理由を、一二申上げて見たいと思ふ、政府が開墾助成法案を提出致しまして、此案に依つて米麥の供給に至ては二三十年の間は、之に依つて確に米麥の調節を全うすることが出來る、所謂國民の食糧問題を解決し得ると云ふ、責任を持つて提出されたる助成法案――其助成法案と云ふものが町田君の御說明の如く、殆ど根本的と申しても宜しい位な大修正が出來まして、衆議院を通つて居るのでありまする、そこで此案に就きましては、各派一致して贊成致して居るのは、即ち政府の提案の趣意に對し更により多くの功を擧げて修正をして、是ならば大丈夫であらうと云ふので是が出來て居るのでありまするが、此案に對しまして政府も同意をして置きながら、後とから開墾會社なるものを造ることの提案をして、之に優渥なる補助を與へると云ふことになつたが爲めに、折角の此開墾助法案と云ふものに非常な打擊を與ふると云ふことの結果を生ずると云ふことを、第一に私は說明致したいのであります(「謹聽」と呼ぶ者あり)御承知の如く開墾會社は、政府の提案と較べまするど云ふと、大分斧鉞を加へられまして、形が變つて居ります、併ながら此會社の特色と申しまするものは何所にあるかと申しますれば如何に營業上に損失を致しましても、資本金を損することは絕對に無いと云ふ大安心を持つて居る、それから第二には其資本金の損失――資本金以上の損失が有つたとすれば、それに對しても何等の不安心の無い上に、必ず年八朱の利益配當を得られると是と同一の目的を以て會社を拵へると云ふ人があつても許さぬ、絕對に此開墾事業と云ふものを、專賣にすることが出來ると云ふことであります、此の三つが先づ主なる特典の箇條であります、即ち之れ有るが爲めに、折角吾々が心血を注ぎまして修正を致しました開墾助成法案なるものは、非常な實行上に妨害となつて、殆ど目的を達することは出來ないことになるのである、何故かと申しますと、若し此の會社がありませぬならば、吾々の修正致しましたる開墾助成法案に依りまして、開墾して見込のあるべき土地は必ず事業に著手され、又之れを助けて世間の資本家が之れに金融を與へ、若くは其の他の便宜を與へて、十分に此開墾のことを助けると云ふことは、自然に起つて來るのでありまするが、特殊の性質を帶びた特權を持つた所の開墾會社と云ふものが出來た爲めに、左樣なものは最早出來なくなつた、(「そんなことはありませぬよ」と呼ぶ者あり)是れは所謂計算に明かなる者は能く分る、斯樣な者があつてやると云ふ事になりますれば、決して資本家と云ふ者は、所謂開墾助成法案に依つてやる者に大なる力を與へませぬ、それから又何故それが與へないかと云ひますれば、此の助成法案に依つて若し開墾會社が無ければ、大仕掛に隨分大きな開墾を企てる、所がそれが斯樣な優渥なる所の保護のある會社と云ふものがある以上は、どうも種々の點に於て競爭することは出來ない、縱し其助成法案に依つて開墾する者は、自分の所有にすることが出來ると申しましても、開墾地を得ると云ふ點に於て、どうしても大仕掛の者は之を得ることが出來ない事になる、是は即ち開墾會社があるが爲めであります、それから井上君の御說明の中に斯う云ふ事もありました、極く計算をして見ると云ふと一割二分の利息を借りて開墾をした其計算と開墾會社が開墾を致しました拂下値段が、實價の一割五分と云ふものに實價の五割と云ふものを加へて賣る値段と云ふものと、丁度同じ位になると云ふことを昨日も說明されましたが、今日も一寸御說明になつたやうであります、さう云ふ計算になると致しますと是が又此開墾助成法案に依つて開墾しやうと云ふ者を妨げる、一の支障になります、何故かなれば開墾助成法案で色々の面倒な手續をしてやつても、開墾會社で拵へた物を買受ける、どう云ふ場合にそれと同等若くはそれより以下の代價で簡便に手に入れらるる、公共團體若くは自作農と云ふものが得らるると云ふことがありますから、是は何より數字の上から申しまして、少くとも地方の公共團體が、其地方の爲めに開墾事業をしやうと云ふ者が、之か爲めに確に其望を起すことが出來なくなる、其望を起す者が馬鹿である、色々の苦心をしないでも、開墾會社が拵へて賣るものを買つた方が、手取り早いと云ふことになるのであります、斯樣な點から致しまして計算上から此開墾助成法案を妨げて居りまするが、其結果どうなるかと申しますと、開墾助成法案で出來まする開墾は、洵に少なくなつてしまつて、開墾會社でやる方が若し豫定の通り出來たとすれば、それだけの開墾か出來なくなると云ふことであるから即ち此食糧問題に最も大事である所の開墾事業と云ふものが、此特權會社の爲めに限られてしまつた結果になるのであります、是は能く御考を願ひたい、是が若し第二第三の會社が出來た場合に許したものであるならば宜しいけれども、開墾事業と云ふものは、此會社の全く專賣にしてしまつたのでありますてありますから、開墾助成法に依るに非ざる以上は開墾することは出來ない、數字の上から之と競爭するのは、馬鹿氣て居ると云ふことでやらぬと云ふことになりますと、即ち二百萬町步も開墾し得べき土地があるにも拘らず、斯る特權を持つて――今日の時勢にある開澈き特權會社を拵へた爲めに、却て開墾を非常に妨害して居ると云ふ結果になることは、私の玆に斷言して憚らざる所であります、(「開墾事業の性質を知らぬ」と呼ぶ者あり)是が私が此開墾會社に反對を致しまする第一の理由である、第二は何であるか、開墾會社なるものゝ性質は、唯今申しました通りに限られてある、今の發起人の顏觸で拵へました會社のみに限られたのであるから、是は今日一般に衆議院に於てもさうであるが、總て公平機會均等と云ふ近代の意思に反した所の、非常な退步した仕事が出來ると云ふことであります、殊に此開墾會社の專ら最初計畫されました所と較べますと大に其利益は減少されて提案されて居りまするが、併しそれにしても此開墾會社なるものは、まだ〳〵中々えらい安心なものであると云ふことは、私が曩に說明した通りでありますが、今日の時勢に於きまして、此天下第一流の富豪の企てた者だけに許して其他には許さぬ、斯う云ふ事はどう云ふ理由に基くのであるか。

〔議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く〕

○鈴木梅四郎君 そこに何等の理由が無い、私は此點に就て當局大臣に再三質問したのである、何故に此發起者の計畫した會社のみに許して他には許さぬか、全體此人には山林を開拓し、沼澤を開く、此仕事に就て實際の經驗を持つて居る人々であるか、或は其仲間の中に斯道に堪能なる所の技術を有つて居る人があるか、斯う御尋した所が、それは無いのである、然らば何であるか、天下の富豪であると云ふ爲めに、斯樣な特權を與へるのであるかと斯う質問しまするど、いやさう云ふ譯でもないけれども、兎に角天下の富豪であるからして、是等の人々がやることであるならば、間違はあるまいと思ふ(拍手起る)唯々理由を尋ねると云ふと、是だけに過ぎないのであります、諸君、今日進んだる所の此世の中に於きまして、斯樣な薄弱なる理由を以て、一つの會社のみに此大事な開墾事業と云ふものを許して、僅に十五箇年に二十五萬町步よりもより多くは開くことの――開墾することの出來ない會社に專賣權を與へて、まだ百七十萬町步以上もある其開墾と云ふものを、何人の手に依つて開墾し得ることが出來ませうか、是が即ち近代の政治の意義から考へまして、非常な不當な事なのであります、如何に致しまして

ゝ若し此開墾が必要があつて、斯様な會社の成立を望む必要がありまするならば、第二第三の會社に矢張許して宜しい、決して此事實を與へると云ふことは、もう理論に於て惡い事であります、斯様な事を致しまする云ふと、今日の世の中には種々な議論もありまする、色々な間違つた事も其間にはありまして、天下の人心に甚だ面白くない所の印象を與へると云ふことは、私がもう茲に明言して憚らない所であります（拍手起る）實は此點に就きましては、政府の當局者にも念を押しましたが、政府の當局者は之に對して、左様な心配は無いと仰しやつて居りまするが、是は自ら欺くの甚しいものでありまして試に天下の新聞紙雜誌を御覽なさい、此開墾會社に對する天下の輿論の非難と云ふものが、如何に猛烈であるかと云ふことは、政府當局者及與黨の諸君は御承知無いのであらうか（拍手起る）今日の時勢に斯る開拓使時代の遲れたる所の方法を以て、開墾事業をやると云ふやうな如き事は、是は寧ろ私は國辱としても宜しいと、茲に斷言致しますのであります（拍手起る）それから更に私は此開墾會社の爲めに現政府及政友會政黨の諸君が、心にもあらない誤解を來す所の、一つの處があると云ふ事を警告して置きまする、何故に誤解を來すか、私は必しも世間の或人の申しまする如く、此の開墾會社の發起と云ふものが、政友會が天下の金權者と近つく爲めに、强て拵へたものだ抔と云ふことは決して信じても居りませぬ、左様な事は信じて居らぬのであります、併ながら今日此說を信ずる者が中々多いと云ふのは、事實であることを奈何せんやであります（拍手起る）それは何故に斯様な疑惑を起させるかと申しますると、此開墾會社の成立に於て頗る辻褄の合はない他人をして疑はしむる事柄が澤山ある、第一は政府は此助成案と開墾會社と兩々相俟つて、此開墾を十分にさせるのであると云ふことを聲明して居りまするが、之を裏切る事實は澤山ある、何が之を裏切つて居るか、開墾助成法案を出しました政府の案は、最初は年六朱の利息を貸して之を助けると云ふに過ぎない、二十年間――成功後二十年間に之を返さしむると云ふのである、補給を與へると云ふのではない唯々之を助けて、成功の上には返却せしむると云ふの原案であつた、それが衆議院の修正に依つて、年六朱を與へても返すに及ばぬと云ふことになつたのでありまするから、非常に根本的に案は改つてあることは、先刻申す通りでありまするが、斯様な案を出して、さうして此案の委員會に於きまして、眞面目に委員の中から政府當局者に向つて、國産奬勵會若くは東北振興會と云ふやうな所から、斯様な會社が出來ると云ふやうな事を承つて居るが、此事業と主要な關係があるが、其邊の消息は如何であるか、說明を得たいと云ふ質問を委員からして居る、所が之に對して政府當局者は何と答へたか、左様なものは殆ど存ぜぬと云ふ答をして居る、何故に兩々相俟つて開墾をやると云ふならば、此案を出した時分に實は斯う云ふ計畫もあると云ふことを言ひ得ないのであるか、それを强て隱すが如くにして居つたのは何であるか、而も其後餘り時日を經ざる間に、總理大臣官邸に天下の富豪を集められて、此問題の話のあつた時分には、定款なるものが確にもう印刷して出來上つて、ちやんと發起人も定まつてあつたと云ふ事實が茲に明かであります、何故に此衆議院に出すべき其案を、此委員から質問した時分に隱して置いて、何か其委員會でそれを報告して、知らせては都合が惡いかの如き態度を執られたか、それが今日に至るまで不思議に堪へない、左様な態度を執つて居られる、さうして此案が出て天下の非常な非難を受け、殊に與黨の間からも非常な反對的の質問抔も出て參り、八釜敷なつてから色々な說明をされて、兩々相俟つてやるのであるとか云ふやうな御話もありましたが、要するに是等の事實を擧げて見ましても、甚だ此會社の成立に付て、どうも世人をして疑はしむる點があるのであります、私共は決して左様な事を信ずるのではありませぬ、併ながら歷代の內閣が此所謂富豪階級金持と接觸を保つて、其金持の御機嫌を取ると云ふことを、一つの務の如くにして居りましたのが過去の實際である、桂內閣は其最も甚しいもので、大隈內閣が之に負けずに又富豪の歡心政策を執つた、寺內內閣も同様な事をした、併し政友會內閣、此政黨を基礎として居る所の所謂純政黨內閣は、眞逆に左様な事はあるまいと私共は信じて居つたのでありまするが、此開墾會社の設立に方りまして、日本一の富豪だけを集めて、而して是だけに許した、此開墾事業を、外の者には許さぬと云ふやうな事を計畫されるに至りまして、まだ此儀が所謂政黨內閣が矢張金權政治を行ふ所の、所謂日本の政治家の習套を脫し得ざる所の內閣であるかと云ふ、疑を起さざるを得ぬのである、是は確に斯様な疑は私ばかりでなくして、どうも天下の人は、之を信ぜんとする傾向があるのであります、此點に於きまして、私は本案は政治上の純理から申しまして、今日の時勢に斯様な計畫と云ふものは、全く相反したる所の計畫である、天下の人心に一種の疑を起さしむる所の惡政策であると云ふことを、斷言するに憚らぬのであります（拍手起る）井上角五郎君から挑戰を受けましてございますから、一言酬ひて置きます、井上角五郎君は長々と雄辯を揮はれまして私は謹聽致して居りましたが、要するに私は井上君の議論に反駁を加へる必要はないと云ふことを先刻申しましたが、それは實際必要が無い、何故ならば吾々の此案を否認する根本の理由に於ては、何等觸れて居らない、唯々揚足的の議論を爲されて、さうして此案の辯護に汲々として居られたに過ぎないと云ふからである、其一例を擧げて見まするると云ふと、開墾會社を保護したいと云ふ爲めにです、同じ事實を二様に使分をして居らしやる、警告をして此會社に專横を許さぬと云ふ爲めに、若くは不測の損害を起さしめない爲めにと云ふので、此會社が許可を得て開墾をすると云ふには十分な吟味をして、危い所はやらせないやうに一の箇條を設けたと云つて、此事に就ては餘程意氣揚々御得意に說明されて居る、是が一つの事實、所が之を會社が失策をしない、損をしない爲めに、斯様に注意をすると云ふ此方に一つ之を御使になつて、又今度は反對に之を御使になつて居らつしやる、どう使つて居らしやるかと云ふと、開墾助成法に依る開墾と、此會社の開墾とは、大變違ふと云ふ此時の話に之を特に使つて居らつしやる、どう云ふ風に使つて居らつしやるかと言へば開墾會社は自由に選擇することは出來ない、此開墾助成法案に依つて開墾する者は、好きな所を撰取をしてやることが出來るが、開墾會社は政府の檢定を得て、さうして自由な事が出來ぬ、斯う云ふ同じ材料を彼方此方に反對の意味に使用されて居る、是は即ち唯々政府の辯護をする爲めに汲々として居られる一つの何よりの證據である、斯様な譯でありまするから、私は井上君の長々と御述になりました其說は、辯護としては如何にも巧妙でありますけれども論理と致しましては、甚だ薄弱のものであると云ふことを唯々申して置きまする、更に茲に至つて、私が社會政策の事に就て心配をして居る、其心配をして居る者は賛成だが、此案に賛成しないのは社會政策云々と云ふ御話でありましたが、是は大なる見當違でありまず、是は井上君が社會政策の何たるかを、能く御研究になつた上のことであらうと存じますが、私の信ずる所に依りましては、所謂今日の社會政策なるものは、斯様な富豪のみに特權を與へた共會社で拵へたものを、恩惠的でもありませぬけれども、先づ形から申しますると、恩惠的に安く貸つて貰ふと云ふやうなことは必しも所謂眞の社會政策であるか否かと云ふことは、近代の政治意義を了解して居る者は能く分ります、凡そ社會政策を主として致しまするならば、公平、機會均等、斯う云ふ立派なものに根據して行かなくてはならぬのであります、で私は實は會社が、果して井上君の言はる通りに、社會政策の一部分を助けることが出來るか否やと云ふことを大に疑つて居りますから、此點に就ては、私は社會政策には熱心でありまするけれども、此案に反對するを以て、社會政策に微塵も害を與へて居らぬ、否、斯の如き時勢遲れの怪物を拵へると云ふことに反對するのが、眞の社會政策の意義に適うて居るものと私は確信して居るのでございまするから（拍手起る）此點を一言申します。

〔拍手起る〕

○副議長（濱田國松君） 吉植庄一郎君。

〔吉植庄一郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○吉植庄一郎君 段々憲政會の町田君の御演說、並に國民黨の鈴木君の御演說を拜聽致しましたが、町田君の御演說に對しては、同僚井上君の明細正確なる反駁がありましたので、それに格別反對黨の方から「のう〳〵」の聲が出なかつたのでありますから是はもう御承認になつたものと考へます（「のう〳〵」と呼ふ者あり）餘り追究することは感心致しませぬから、其方はそれとして置いて、國民黨の代表者たる鈴木君の御演說は、井上君が少しく豫備的に議論をして居りましたが、是は大分鈴木君から反對の御意見がありましたから、大要鈴木君の御議論に對して、自分の反對の意味を申して見たい、併し追究せぬとは申しましても、時には憲政會の方の議論にも論及する場合があるかも知れませぬから、

是も御斷りを致して置きます、鈴木君は、平生吾々は同君の該博なる學識と、其雄辯に多大の敬意を拂つて居りまして、本日の如き、殊に同君獨得の壇上とも謂ふべき問題に對しては、深遠博大なる御雄辯がある事と、實は先刻來謹聽致して居つたのであります、平日とは違つて極めて簡單でありまして、而して甚だ遺憾ながら不明瞭であつたのであります、鈴木君の反對の要旨は三點に分れて居る、若し私の聽きましたのに誤がありますれば、後とで御訂しを願ひたいのであります、第一の反對の理由は本案が成立てば、即ち帝國開墾株式會社なるものが此儘に通過するならば、過日本會を通過した所の開墾助成法に大打擊を與へる、それが宜しくない、第二の反對の理由は、時代思潮とか申しまして、機會均等と云ふ近來の思潮に反くから、宜しくないと云ふ御主張のやうに拜聽致しました、第三は政府が嚢に開墾助成法案を提出する場合に、何等の帝國開墾株式會社を補助する積りのあることを言はないで、さうして助成法案の通過後に突如として之を出した爲めに天下に種々の疑惑を招いて居る、殊に富豪に阿つて金權政治を爲すものであると云ふ非難を招くと云ふ斯樣に拾上げて見ますと、此三つに歸著されるやうに考へられます。

〔副議長濱田國松君議長席を退き議長大岡育造君復席〕

○吉植庄一郎君　此第一の反對理由の、助成法に大打擊を與へると云ふ其理由を更に二つに御分けになつて、此會社以外に同じやうな會社を拵へやうとしても出來ない、即ち助成法に依つて事業を計畫せんとする者、若くは之に資本を供給せんと欲する者がある場合に於ても、此帝國開墾株式會社と云ふ厖大なる會社が出來る爲めに、其成立を妨げる虞があるかのやうに申されて居る、併し此御論の殆ど理由とするに足らぬことは、先刻井上君が數字上に於て詳しく述べられた。即ち單に會社若くは個人が、政府より一段歩の土地を開墾せんが爲に受けんとする金額を計上して見ますると開墾助成法に依れば、一段歩に對して十九圓八十錢の補助を受けらるゝに反して、帝國開墾株式會社の方に依れば、一段歩に對して十五圓である、會社の聲明する如くするならば僅に三圓である、併し十五箇年全部打通して保護をするものとしても其總額は十五圓に過ぎない、一段歩當り保護の少ない事四圓八十錢である、此開墾會社なるものは助成法に依る所の保護よりも、一段歩に付て、四圓八十錢安い保護を受けて滿足して居るのでありますから、開墾助成法に依つて個人が政府より補助を受けんとするならば、其爲めに打擊を被ると云ふことは、殊に數字に明かなる所の同君として、如何なる論理の矛盾であるか、私は了解に苦しむのであります、勿論是は假想の議論であります、同君の議論は推測の議論であります、併し推測は必ず數理を以て推さなければならぬ、現實の事實を捉へた議論に非ずして推斷をする以上には、正確なる數字の根柢より論斷しなければならぬが、同君の推論は漫然たる推論で數字に基礎を置かないのであります斯の如き反對の御議論は、吾々根柢に於て尊敬の價値を認めることが出來ないのであります、殊に私から更に進んで之を論せしむるならば、開墾會社に依らずして、開墾助成法の方の補助の金額が多いのであるから、斯の如き會社の力に依つて多數の田畑の出來ると云ふことは、國家全體の利益であります、五町歩以上の土地を開墾する者は中流以上の人である、即ち資本階級であつて、勞働階級庶民階級ではありませぬ、此者に對して一段歩に付て十九圓八十錢補助をして居る、却て帝國開墾株式會社なるものは、一段歩に付十五圓に過ぎないのである、是が何で富豪援助に當るでありませうか、富豪の保護にどうしてなるのでありませうか、富豪と云ふ文字は、甚だ曖昧な文字であつて、所謂比較的のものであります、庶民階級に比較すれば、同君の所謂庶民階級と云ふものに之を比較するならば、五町歩以上の土地の開墾をする者は、矢張或富豪であります。是は平素の同君の御議論に對して、どうも了解に苦しむのであります、第二の機會均等云々の御論でありますが、國際聯盟の御議論でもなさる場合には、所謂機會均等は近代の思潮として御尤でありますが、吾吾不學にして、此帝國開墾會社が是非他にやりたい者があつてもやらせぬと云ふことが、機會均等と云ふ時代思潮に反くと云ふことは、餘りに鷄を割くに牛刀を御用ゐになり過ぎはせぬか、元來鈴木君も亦憲政會の町田君も、彼の會社は一割二分以上の配當も出來る、又其儲けたものを積立てゝ置いて、重役の配當も出來ると云ふ會社の希望であつた所の、頗る會社に有利の條件を具備して居つたものを其儘に御覽になつて居つた、是が頭に先入して居る、さうして此壇上に井上君が明言された如く、十五箇年を通じて如何に會社が利益があつても、年八朱以上の配當は絕對に許さぬと云ふ此命令條件に依つて、此會社は八朱の十五箇年の公債と化し去つたことを閑却せられて居るのであると思ふ、年八朱の十五箇年の公債と少しも性質の變らぬ此資本に對しては、鈴木君自身も喜んでさう云ふものに御投資になるだらうと私は思ふ、現に日本染料株式會社の保護は、是は嘗て大隈内閣の時に御遣りになつたことゝ私は記憶して居りますが、此染料株式會社の保護は、殆ど此帝國開墾株式會社に與へた所の保護と同一である缺損も補ひ、利益配當も保障する、同じく八朱である、而して此日本染料株式會社の本日の市場に於ける市價は如何であるか、先刻大藏省を介して株式市場に問合せた、之に依りまするど四十圓拂込のものが、或店では三十三圓である、或店では三十三圓四十錢、一日々々新聞の相場表の所を調べても三十三圓四十錢、即ち拂込より約六圓七十錢乃至七圓の低價であるのであります、即ち八朱を保障された所の日本染料株式會社が市價に於て其拂込より蹴込むことに二割以上であります、此現在の事情に於て、會社が株式を募集せんとする時に既に成立つて居つて補助を十分にされて居るものが三十三圓四十錢であるならば、之を拂込む者は、餘程の愛國心が無ければ出來ないではないか、先刻來屢々町田君は、愛國心があるならば、富豪者は何故にも少し奮發をせぬかと云ふことを言はれましたが、若し愛國公債若くは義捐金と云ふことであるならば御議論は立ちませう、併ながら資本家と雖も、元も子も無くしてまでやれと云ふ事は、國家は之を強ゆることは出來ない三井、三菱の如き富豪が一人で三千萬圓出して、無代で之をやると云ふことであるならば是は至極奇特な事でありますが、左樣な事は立法府に於て、金持が斯樣な事をやる場合には、算盤勘定を外づして愛國の爲めに金を出せと云ふ。左樣な事は是は「トロツキー」「レーニン」の政府でなければ、出來ない事であると私は思ふのであります（拍手起る「誰が強ひろと言つた」「默れ」と呼ぶ者あり）殊に同君――ではありませぬ、鈴木君の第二段に申された機會均等云々の事は、是に由つて觀ても恐らく今日鈴木君が曾て此原案を提出せられた場合に、會社の目論見書を見た時の、先入主の誤れる觀念から結論を導いたのでなければ、今日八朱の補助をされて居る會社が、四十圓のものが三十三圓と云ふ狀況に於て之と競爭して帝國開墾株式會社の多くの競爭者が出來やうと思召しになることは、是はどうも誤りたる御推斷ではあるまいか、御推斷は勝手でありますが併し是は無理な御推測でありますならば、此問題は多く論議するの價値は無い、此故に機會均等の御議論は是で止めて置きます、第三點の疑惑と云ふことは、甚だ町田君も餘程疑惑と云ふことに囚はれて居る、併し此疑惑は昨日委員會に於て、井上君より此會社に種々なる命令條件を附することに於て、政府が全然同意であると云ふ此聲明を聽いた時に、先づ自分の疑と云ふものゝ大部分は、除却されたと云ふことを同君は明言されて居る、同君は洵に公平なる方であります、併ながらさうは仰しやつたが、矢張此壇上に於ては復た疑惑を繰返された、どうも先入は拔けないものであると見えて、先入に囚はれて居る、即ち八朱の補助を政府がして居る會社が四十圓のものが三十三圓の時價になつた時に拵へた會社が是と同一の條件の下に募集すると云ふ場合に、何所に運動をしたり請託をしたりする餘地がありますか是が多くの「プレミアム」が付くとか、或は製鋼會社とか何とか云ふが如き、拂込の十倍にもなるやうさう云ふ「プレミアム」の付く會社であつたならば此間併ながら其事業と此事業とは全く違つて居りますから、御懸念には及びませぬ（「のう〳〵」）既に此幾多の疑と云ふものは手續がどうなつて居るとか、前になつたとか後になつたとか云ふ事は、さう云ふ事は問題にならぬ、要するに事實が問題である、內容が問題である、此會社が暴利を貪る會社であり富豪が非常に利益を貪る會社であるならば、茲に政府との間に怪しい事があるのではないか、それに關係すれば報酬があるのではないかと云ふ、當然疑が生ずるのでありますけれども、それが拂込より引込んで居ると云ふ實例が出て居るならば、何の疑があるか、之を疑ふ者は、柳を幽靈と見る以上の臆病者と言はなければならぬ（拍手する者あり）是は詭辯を以て人を惑すものである、最後に鈴木君に私は、唯今新らしき社會政策の講義を承りまして洵に有難く存じますが、吾々は社會政策なるものを、學者の講釋其

儀に用ゐんとする者ではないのである、學者は一體勝手な熱を吹きたがるものであります、併て政治家が時代に相當する政策を立つる場合に於ては、其間に餘程時代と云ふものを考へて見なければならぬのである、今日の場合に於て、鈴木君の如く熱心に曩に「皇室社會新政」を著して私共に下され、又今回は「社會政策の基礎」と云ふ書籍を著して私共に下され、又同僚にも下されたのであります、平生同君は筆に熱心に論ぜらるゝのみならず、社會政策の實行に常に非常に御盡力になつて大阪には「大大阪」と云ふ新聞に向つて同君は努力せられ、近來其勞働の總裁になられたやうに新聞に見えて居るのであります、資本を投じ、勞力を投じ、又時間を費して非常に努力を遊ばされて居ることは敬意を表します併ながら同君にしても、社會政策の實行と云ふことをそれ程に御努めになつて居るならば、假に鈴木君の十分滿足せらるゝ所の學說に合致しなくとも、兎に角日本に於ける今日の地方に於て、多くの勞働者が開墾せんとするに資本無く、耕さんとするに地所無くして、年々增加する人口は海外の移住となり、或は都市に集中して、農村が漸次荒廢に赴くと云ふことは、是は同君に於ても憂慮すべき事であると云ふ點は、定めて御同感であらうと思ふ、今日是等の者に何とかして產を與へ、是等の者に土著の希望を與へると云ふことは、是は政治家として、凡そ何派を問はず、悉く一致する問題であらうと思ふ、諸君は助成法案に於て、五十町歩と云ふ原案を五町歩に引下げられたと云ふことも、稍々さう云ふ意味を加味されて居つたと記憶します、併しそれでは尙ほ徹底しない、五町歩以上は前刻私が申しました通り、比較的富豪である、此富豪階級に援助を與へて置いて、五段百姓も一緒で宜いと云ふのでは、此多くの最大多數の是等の地方の農民に對して、何等の恩惠を及ぼすことは出來ないではないか、助成法の之に依つて出來ないが爲めに此案を出すのである、之に依つてそれ以下の者に二十箇年間の低利資金で以て此會社が拵へた所の土地を或は一町歩、或は二町歩其人員に應じ、其勞働力に應じて之を分配して、將に流離せんとする所の全國の多い農民をして、土著の安心を與へ、生活の安定を圖ると云ふことは、是が――社會政策と云ふものに色々あるが、色々項目はあるけれども――さう云ふものも少なくとも、其中の大なる項目と爲さなければならぬ、鈴木君の社會政策が、果して斯の如き問題を除外したる社會政策なりとすれば、吾々は此社會政策に對しては、絕對に反對をするのであります(拍手起る)斯の如き問題を鈴木君は、何が故に此場合に欣んで率先して御賛成にならなかつたかと云ふと、私の推測する所に依れば、平素潔癖なる所の同君は、此富豪階級、若くは資本家階級に向つて保護することはいけない金權政治に反對すると云ふ趣意に取られて、富豪の嚢に斯う云ふ事をさせるのは、いけないと云ふ議論を致されたのでありませう、若し此筆法を以てするならば、同君が其豐富なる財嚢を開いて、中民階級の爲めに今日新聞を拵へ、色々運動をして種々の援助を與へて居らるゝことも亦宜しくないと思ふ、同君は我國富豪の一人であります、併ながら富豪の口にした社會政策は社會政策に非ず富豪の手に依る社會政策は社會政策に非ずと云ふのは、堅白同異の言に非ずして何ぞや(拍手する者あり)斯う論じて見ますると、此會社は名こそ富豪と云ふ名前になつて居るけれども、其手を通して全國多數の細民を地主たらしむる所の、堅實なる社會政策を徹底する爲めになつて居るのであります、是と五町歩以下の開墾を爲すと云ふ者と、兩方相俟つて此政策を遂行せんとするのであつて、即ち先刻町田君が、原總理大臣は此案を提出するに當つて、豫て考へて居つた事であると言はれた、他の大臣はさうは言はなかつたが、原總理大臣は豫て考へて居つた事であると言はれたと云ふことは、即ち一面に於ては、資本家階級を援けて土地の開墾を爲さしめる、一面には此機關を通じて全國多數の農民、小民をして自作農業家たらしめて、一つの徹底せる社會政策の實行をする、是で兩々相俟つて行く、即ち豫て考へて居つたと云ふのは是れである、何も之を怪しむ所も無ければ、不思議も無い、是が後になつた、前になつた爲めに之に議論の生ずると云ふことは、私の甚だ了解に苦しむ所であります、最後に町田君に一言致して此壇を下らんと欲するのでありますが、憲政會の諸君は、染料の問題――染物の事だけでも、政黨內閣の時分にも、是と同樣なる八朱の補給を御出しになつて居ると思ひます、然らば全國の食糧問題、此食糧問題に就ては、諸君も非常に御心配になつて居るではありませぬか、現に前內閣時代に於て、僅か半年許りの間に米の不足した爲めに、どれだけの金を使つて居ります、前後を通じ二千五百萬圓、國庫は之に對して米價調節費を費して居ります、僅か半年の間にでも、米價調節と云ふ問題が事實起り、即ち食糧の調節が起れば、二千五百萬圓と云ふ金を犧牲にして居るのである、それでも十分米價調節は出來なかつた、然らば此會社の三千六百萬圓、十五箇年全部を補助して見た所で、それで二十五萬町歩出來てそれに依つて食糧の調節を圖ることの補助となるならば、諸君は困つた時の二千五百萬圓は吝むに足らずとして永久に善良なる効果を有する所の此確實なる政策に向つて、反對すると云ふ理由は無いと私は思ふ、是で私は此原案の通過せられんことを希望致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君 議長。

○議長(大岡育造君) 岩崎勳君。

○岩崎勳君 討論終結の動議を提出致します。

〔「贊成々々」「反對々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 討論終結の動議は先決問題であります、討論終結の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

起立者 多數

○議長(大岡育造君) 多數であります、仍て討論は終結せられました――唯今より決を採ります、委員長の報告せられたる中、農商務省所管臨時部第一款產業獎勵費金三十萬圓、第十八項帝國開墾株式會社補助金三十萬圓、之を削除すると云ふ意味であると思ひますが間違ひありませぬか――此修正に成規の賛成がありますか。

〔「あります」「ある〳〵」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 成規の賛成はあると認めます仍て此修正に同意の諸君の起立を求めます。

起立者 少數

○議長(大岡育造君) 少數であります、委員長の報告に同意の諸君の起立を求めます。

起立者 多數

○議長(大岡育造君) 多數であります、委員長報告の通りに可決致しました――日程第二、和氣神社昇格に關する建議案を議題と致します、小橋藻三衞君

第二 和氣神社昇格に關する建議案(小橋藻三衞君外八名提出)

和氣神社昇格に關する建議

和氣清麿呂公の忠烈天日を貫き[illegible]青史を照すは固より贅言を俟たす其の姉法均尼公の[illegible]も亦天下後世の敬仰措かさる所なり然るに其の[illegible]の地に於て公の一族を祭れる岡山縣和氣郡藤野村和氣神社を永く村社の列に措くは世道人心を[illegible]する所以の道に非す政府は宜しく速に本社を[illegible]官幣社に昇格し法均尼公を合祀し以て神靈を慰め民心を滿たさしめられむことを望む

右建議す

○天春文衞君 吾々は農會法の委員會を開きたいと思ひますから……

○議長(大岡育造君) 許可致します。

○小林源藏君 朝鮮輕便鐵道補助法の委員會を開きたいと思ひますから……

○議長(大岡育造君) 許可致します。

〔小橋藻三衞君登壇〕

〔拍手起る〕

○小橋藻三衞君 和氣公の事蹟に就ては、今更呶々述べる必要はございませぬ、唯々簡單に一言を致して置きたいと存じまするのは、諸君御承知の通りに此當時宇佐八幡の神官が、我が光輝ある國體と、我が此尊嚴なる歷史をも破壞致すべき、恐ろしい事柄を奏上致したときに當りまして、時の政府は此重大なる問題を如何に取扱つたかと申しますれば、時の道鏡の權威は朝の內外を傾けまして、廟堂の大官鉅公は、悉く一身の安全を計ることに是れ急に致しまして、全く其道鏡の權威に媚びて、誰一人起つて此恐るべき計畫を遮り、之を防ぐと云ふことに努力を致した者は無いのであります、此時に勅命が此和氣公に下りまして、今一應神慮を伺へよと云ふことでありました、所が道鏡は極烈なる脅迫と、非常なる甘言とを以て、兩面より之に壓迫を加へたのであります、此時の我國の狀態と云ふものは、洵に累卵の危さと申しまするか、千鈞一髮の危機と申しまするか、實に恐るべき時機であつたのであります、然るに此和氣公は非常なる大決心を以て、我が大和魂の大權化となつて、非常に貢獻を致したのであります即ち所謂天柱は折け地維は將に缺けんとする時に當つて、公は一人の力を以て、斷然として所謂五色の石を錬り、鼇の足を斷つたのであります、我國の歷史に於て忠臣の鑑と稱せらるる人は幾人もありますけれども、時に於て、事に於て、處に於て、此和氣

公の如き大なる忠烈、大なる偉勳と云ふものは我が三千年來の歷史に於て、未だ曾て見ざる所であるのであります(拍手起る)其姉法均尼公に於ても御承知の通りに此の公の忠烈を御助になりまして、又一面には孤兒を澤山收容されまして、即ち後世の孤兒院の濫觴とも申すべき、慈仁なる厚德を當時に施されたのであります、斯る此大忠臣の人が、其郷里に於て如何に取扱はれて居るかと申しますれば、此和氣公の祖先以來の廟食せられたる神社は、今に此眇たる一つの村社と致しまして、叢烟蔓草の中に封じられて居るのであります、志ある者をして低徊顧望、無量の感慨に打たれるの有樣であります、故に吾々は第三十七帝國議會に於て、此神社昇格の提案を致しまして、滿場一致の御贊成を得たのでありますが今日尚ほ村社の列に立つて、官幣社とも國幣社ともならないのであります、若しも一社一神であると云ふ事の爲めに、既に京都に護王神社のある以上は、同一祭神を、外に於て官國幣社とするの要無しと云ふことであると致しますれば、既に菅公の如きは、各所に官幣社として祀られて居ると云ふ例もあります、又若しも左樣でなくして、考證が如何であるかと云ふことでございますれば、今日の官國幣社と致しましても、之を學說上より見ますれば、其考證に於て、頗る議すべきものが無しとせぬと考へるのであります、若し又京都に既に護王神社のある以上は斷して是が其郷里に於て祭る事が不都合であると云ふことでありますれば、和氣公の祖先を繹ねますれば、御承知の通りに人皇第十一代垂仁天皇の御子鐸石別命三世の孫の弟彥王は、神功皇后の征韓の役に隨はれまして、當時武略に於て、又其勇氣に於て非常に秀絕されて居りまして、征韓の役に於ては、絕大の戰績を擧げられたのであります、神功皇后御凱旋の時に當りましては、是亦歷史上御承知の通りにカノコ坂、忍熊の二皇子は確に逆謀を企て、さうして播磨に兵を出して神功皇后を邀擊を致したのであります、此の時に神功皇后は數多の群臣の中より最も軍略に優れ、最も武勇に長けた人を選拔致されまして即ち弟彥王を差向けて、播磨、備前の間に關所を構へて、遂に此の二皇子の亂を平げられたのであります、そこで此の功に依つて備前國の磐梨の縣、即ち藤野郷を、永く弟彥王に賜つたのであります、それ以來歷代子孫繁榮を致されて、和氣公の時代になつたのであります、此永い間の歷史を此地に持つて居り、其祖先以來の墳墓が此地に在り、さうして茲に和氣神社があるのでありまするけれども、若し一神一社でなければならぬと云ふ當局の御意見であると致しますれば、斯の如き國家に大功勞ある、歷史上に光輝のある弟彥王は、何れの地に於ても未だ曾て祀られては居ないのであります、斯る國家の大忠臣が祀られざるの神として御隱れになつて居ると云ふことは、吾々日本人の祖先を崇敬致し、歷史を尊重する國民性に於ては、甚だ遺憾な事であると考へるのであります、願くは此弟彥王を主神と致して官幣社に之を祀られまして、之に合祀を致されまして和氣公及廣虫公を祀られると云ふことに相成りますれば、當局の一社一神と云ふ御趣意に適ふことかとも考へるのであります、斯る趣意でありまするが故に願はくは滿場一致の御贊成を以て、速かに此建議の可決せられんことを御願する次第であります。

「拍手起る」

○岩崎勳君　本案は、朝鮮神社に素盞嗚男尊奉祀に關する建議案の委員に併せて付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　御異議ありませぬか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(大岡育造君)　御異議が無ければ動議の如く決しました――日程第三、朝鮮及臺灣の産米增殖に關する建議案を議題と致します、提出者牧山耕藏君

第三　朝鮮及臺灣の産米增殖に關する建議案(牧山耕藏君外十名提出)

朝鮮及臺灣の産米增殖に關する建議

我か國食糧問題の根本的解決は國民生活の基礎を確立し國家生存の安定を期する上に於て最喫緊重要の急務たらさるへからす今や我か國の主要食料は國内の生産全部を以てするも遠く其の需要を充すこと能はす而も每年夥しき人口の增殖は年と共に益其の不足を增大し三十年後の産米不足高は實に三千二百萬石に達すへく應さに之れ國民生活の一大脅威たらすむはあらす政府は之に對し開墾助成法を制定し以て其の解決を期せむとすと雖憾むらくは其の範圍僅に日本内地に限られ彼の天與の米産地として將來多大の餘力を有する朝鮮及臺灣の地に及はす即ち是等殖民地に於ける灌漑開墾事業及金肥の施用獎勵等各種積極的施設經營は直に以て我か國食糧問題の解決に絕大の効果ありと認むるを以て政府は速に是に關する方策を樹て本建議の主旨を達成せられんことを望む

右建議す

「牧山耕藏君登壇」

「拍手起る」

○牧山耕藏君　朝鮮及臺灣の産米增殖に關する建議案提出の理由を、簡單に申述べたいと思ひます、今回の歐洲大戰は、世界の有ゆる方面に向つて大なる波動を與へたのでありまするが、就中産業政策に就きましては、自給自足の必要なることを自覺せしめ特に食糧の獨立が、國家生存の上に於て極めて緊要なることを痛切に吾人に教へたのであります、我が帝國に於ける食糧は――主要食糧たる米麥は、國内に産出を致しまする全部を以てしましても、尚ほ遠く其の需要を充たすことが出來ないのであります、而して年々臺灣及朝鮮の餘剩米を移入致しまする外に、二三百萬石の外國米を輸入致して居ると云ふ有樣であります、而して尚ほ我が同胞は年々非常なる膨脹を致しまして、推定の增加に依りますれば、十年の後には八百六十四萬八千人を增加致します、之に伴ふ所の米の消費量增加は、實に八百八十二萬一千石を算するのであります、又二十年後に於きましては一千八百六十一萬二千人、之に伴ふ所の米の消費量增加は一千八百九十八萬四千石、更に三十年後に於きましては三千九萬三千人、之に伴ふ米の消費量增加は三千六十九萬五千石を算するのであります然る時は現在の不足及び將來の不足增加を合計致しますれば、十年後に於ては一千萬石二十年後に於ては二千萬石、三十年後に於ては、實に三千二百萬石の不足を生ずるのであります、是實に國民生活の一大脅威でありまして、是が解決に就ては、朝野の政治家が最も苦心を致して居るのであります、政府は是が對應策として開墾助成法を制定して、向ふ十五箇年を期して、田畑合して二十五萬町步、水田のみで十二萬五千町步の開墾を實現せんと企て、更に其實行を確實ならしめんが爲め、資本金三千萬圓の帝國開墾株式會社の創立に盡力をせられ、唯今之に要する補給三十萬圓に對して、本院は協贊を與へたのであります、是は洵に機宜に適せる企劃として、國家の爲めに喜ぶべき事であります、併ながら此計畫は唯々單に日本内地のみに實施せらるるものでありまして、臺灣及朝鮮の地に及ばずとは、政府當局者の言明を致して居る所であります、朝鮮及臺灣は、本員が此處で更めて申すまでもなく天與の米産地でありまして、改良及開墾の餘地が頗る多いのでありまするから、此方面に向つて、母國と通じて此開墾助成の計畫を立てられなかつたのは、洵に遺憾に存ずる次第であります、大正六年度に於きまする臺灣の米作付面積は約四十七萬町步でありまして、其收穫高は四百八十三萬石を算して居ります、臺灣には糖業政策と云ふやうな重大な問題がありまするので此點も大に考慮しなければならぬのでありまするが兎も角一年二回の米作が出來ると云ふやうな所でありまして、尚ほ開墾灌漑の餘地も少からぬのであります、灌漑設備を施すべき餘地は、尚ほ十萬町步もあると云ふことであります、然るに大正八年度の臺灣總督府豫算を見ましても、此産米增殖に關する計畫は一向見當らないのであります、更に朝鮮は洵に天與の米産地でありまして、同時に我國唯一の溫帶殖民地であります、朝鮮には現在水田の面積が百五十萬町步有るのであります、此の中に灌漑設備の施されましたのは、僅に三十萬町步に過ぎぬのでありまして、殘る百二十萬町步と云ふものは、未だ灌漑が施されてない、所謂乾田であつて、天水を待つて收穫を期するのであります、内地に於きましては水田總面積の八割は既に灌漑設備が有るのでありますが、朝鮮には二割しか灌漑が施されて居らぬのであります、それで朝鮮と内地とは、丁度反對の狀態に相成つて居るのであります、此百二十萬町步の八割即ち九十萬町步の灌漑面積を增加することが出來まして、之に一反步に付て八斗の增收を得ると致しますれば、實に七百二十萬石の增收を得ることが出來るのであります、尚ほ朝鮮に於ては河邊荒蕪地七萬町步、干潟地が二十一萬町步、畑地が二百九十萬町步、山林原野の可耕地が七十二萬町步、合計三百九十萬町步の内、水田と爲し得べき所は五十萬町步の廣い面積が有るのであります、之を今一段步の平均收穫を一石五斗と假定致しますれば、七百五十萬石の産米增加を爲し得るのであります、之に前申しました所の灌漑に依る增收七百二十萬石を加算致しますれば、實に千四百七十萬石の産米增殖を望み得るのであります、併し是は農事改良其他肥料の普及等に依つて、此成績を得られると思ふのであります、

尙ほ朝鮮が天與の米產地として、唯一の適帶殖民地として、又其計畫に對する餘地の頗大なるに於て、我國の產米增殖計畫上重要なる地步を占めて居ると云ふことは、之に依つても知るべきであります、右の理由を以て、本員等は開墾助成案の趣旨が、殖民地に向つて擴充せられんことを希ふ者であります、尙ほ朝鮮總督府は大正八年度の豫算に、水利事業組合補助費として十五萬圓を計上されて居ります、是は向ふ十箇年に亘つて、十萬六千町步の水利計畫を助成する、其一端が現れたのでありますが、先刻も申しましたやうに水利のみでない、尙ほ開墾の餘地が非常にある、又水利と開墾とは離るべからざる關係を有つて居るのであります、それで灌漑事業と水利事業とは、之を併せて致さなければ徹底致さないのであります、尙ほ朝鮮には肥料を使用することが甚だ行渡つて居らぬのであります、そこで金肥の使用を獎勵致しますれば、玆に數百萬石の增收を得ることが出來るのであります、之を要するに政府は產米增殖の方策に就きまして、多大の心血を注いで居られると云ふことは認めますけれども、其計畫が唯單に日本內地のみに限られまして、天與の米產地である朝鮮及臺灣に是が及ばなかつたと云ふことは龍を畫きて未だ其睛を點せざるの憾があるのであります、それで本員建議の要旨は、內地殖民地を通じて徹底せる產米增殖の計畫を立て、食糧問題の解決を完ふせんことを切望して止まざる次第であります尙ほ詳細の點に至りましては、精しい調査書類を持つて居りますから、何れ委員會に於て陳述したいと思ふのでありますが、提案の要旨は以上述べました通りであります、どうぞ滿堂の諸君に於かれましても、本案に御同意あらんことを切に希望して已みませぬ。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ、議長指名九名の委員に付託するに決しました——日程第四、新聞紙法改正に關する建議案を議題と致します、提出者松田源治君。

第四　新聞紙法改正に關する建議案（松田源治君外十二名提出）

新聞紙法改正に關する建議

現行新聞紙法は時勢の進運に適應せす政府は速に之か改正案を起草し次期議會に提出せられむことを望む

右建議す

〔松田源治君登壇〕

〔拍手起る〕

○松田源治君　諸君、本案は各派聯合の提出でありまして、私より提案の趣旨を說明致すのであります、併し我言論の自由は憲法の保障する所であります、言論の自由は法律の範圍內に於て之を許してあるのであります、故に新聞紙法と云ふ法律に於て嚴重なる取締をし、制裁等を加へますれば、憲法の認めて居る自由は、新聞紙法に於て全く破壞されるのであります、而して新聞紙法は憲法附屬の法律であります、即ち憲法に於て言論の自由は此法律に依ると云ふことになつて居る、恰も衆議院議員の選擧は衆議院議員選擧法に依ると云ふことになつて居るのと同じく、衆議院議員選擧法が重大であれば、新聞紙法も同一に重大なる所の法律であります、故に私は此會期切迫の場合でありますけれども、少々提案の趣旨を述べまして、諸君の御淸聽を汚したいと思ふのであります、言論の自由は素より尊重しなければならぬ、併し言論の自由に就て是と相對的のものは新聞紙の責任であります、新聞紙が責任を重んじなければ、言論の自由を極端に開放することは出來ないであります、然るに日本の新聞紙は、全部とは申しませぬ、全部とは申しませぬが、無責任の記事を掲載する新聞があるのであります、そこで私は新聞社に望む、憲法の保障して居る所の言論の自由を得んとするならば、先づ自ら責任の重大なることを自覺されんことを望むのである、此點に於ては英國の新聞紙等は頗る責任の重大なることを感じて居るのである、諸君も御承知でありませう、歐洲の大戰が開かれた時に、英國に於きまして臨時原稿檢閱局と云ふものが出來たのであります、軍事に關する行動は、總て此臨時原稿檢閱局の檢閱を受けることになつたのである、檢閱局は多忙でありますから、今日出したる所の新聞に載せる原稿は、明日でなければ返つて來ない、是では新聞紙は大變掲載に不便を感ずると云ふことで、集會を開いて如何にするかと云ふことを研究せんとしたのであります、然るに其內の一人が、若しも之を檢閱を受けずして出した時分に於ては、制裁が英國の法規に於て有るのであるか無いのであるかと云ふことが問題になつたのである、調査の結果、それは無いのである、即ち臨時原稿檢閱局の檢閱を受けずして出しても、制裁は無いのである、無いけれども英國の新聞紙は面目に掛けても國家の害になる事はしないのであると云ふことを申した、即ち新聞紙の面目名譽と云ふことが、言論の自由を得るに付て、新聞紙の大に重んじなければならぬ事であると私は考へるのである、而して日本の新聞界の現狀を見ますれば、私は決して政府の取締が可なりとは申しませぬ、矢張藩閥政治、專制政治から傳來的に取締をして居る新聞紙法も傳來的に記載されたる條項が數多あるのであります、曰く朝憲の紊亂、曰く政體の變改、曰く安寧秩序を紊亂し、斯う云ふことは皆藩閥政府が新聞紙を取締るや、峻嚴なる法律、苛酷なる所の刑罰を以て臨んだのでありますから、新聞紙の方に於ても其法律を潜ることを考へたのである、それが即ち新聞紙の編輯人の犧牲的の人物を拵へる、活版の職工を以て編輯人とし、實際の編輯人は何等責任が無いと云ふやうなことに、新聞紙が法律を潜つて爲したのである、此事が矢張今日の新聞紙にも殘つて居る、全部とは申しませぬけれども、或る新聞紙は此の傳來的の慣行を受けて居る、政府の刑罰、政府の法律上の制裁を免れんとするが爲めに、活版の職工其の他無責任なる者を編輯人として、其の責任を免れんとするの態度を取つて居ると云ふことは、是は言論の自由を許すことに就いて、頗る私は遺憾なりと考へるのであります（拍手起り「ひや／＼」と呼ふ者あり）故に新聞紙法を改正せんとするならば、政府も言論を尊重する、新聞紙も國家社會に影響することが重大なりと云ふことを考へ、自己の責任に鑑みて、責任を負ふところの——責任を負擔するところの實を明かにすると云ふことが、是れが新聞紙法改正の第一の根本義にならなければならぬと私は考へるのであります（拍手起り「ひや／＼」と呼ふ者あり）次は何かと申しますれば、第二の根本義は、思想問題の取締に關する事であります、新聞は思想を發表する重要なる機關であります、即ち歷代の內閣は——現內閣は或は新[illegible]に[illegible]ないから知りませぬけれども、歷代の政[illegible]取締る所の考に[illegible]つて居る、どの[illegible]て居る、思想を取締るに、法律を以て取締り、[illegible]を以て取締ると云ふことは、是は抑々末である、思想と云ふものは思想を以て取締らなければならぬ、即ち日本の國體に害があり、安寧秩序を妨害するやうな所の思想が發表された時分には、それよりも善良なる醇化したる所の思想を以て牽制せしめ、制限せしめ、善導せしめて、其悪い思想を取締り、さうして悪い思想も之を同化せしめて、而して日本に害が無い所の思想にすると云ふことが、是が私は根本義であると考へるのである（拍手起る）それであるに拘らず——さうしなければならぬに拘らず、今までの歷代の內閣が、藩閥政府の殆ど遺物と謂つて宜しい所の「安寧秩序を紊亂し」と云ふ總括的の言葉を以て、總ての言論を停めるだけの絕對の專權を持つて居るやうなる新聞紙法を振廻して、さうして言論の自由を壓迫すると云ふことは、私は立憲治下に於て頗る遺憾に感ずる一人であるのでございます、諸君、我國は申すまでもなく萬國に秀でゝ居る所の國體を持つて居る、下六千萬の國民は　陛下に直隸致し、君意民心は同一體不可分である、一つあつて二つなきものである、二つあつて一つものである、此君民一致の國體に於て、世界各國から來る所の思想を同化し、之を善導して日本の國體に適する所の思想たらしむることは日本民族の出來ない事ではない、斷じて私は出來る事であると考へるのであります（拍手起り「謹聽々々」と呼ふ者あり）即ち我國は東西兩文明の思想を受入れ之を咀嚼し、之を同化して醇良なる思想として又之を吐出し、而して世界の文明に寄與する所の重大なる責任を持つて居る帝國なり民族なりと私は考へるのである、即ち思想は思想を以て醇化し、思想を以て善導すると云ふことが、是が新聞紙を取締る所の第二の根本義にならなければならぬと私は思ふのである、今日新聞紙法なるものがあることは、新聞紙の不名譽である——新聞紙の不名譽であると考へる、出來得べくんば私は新聞紙法の全廢論を爲す者である、新聞紙が責任を自覺し、國家社會に影響することの大なることを考へ、新聞の面目名譽に掛けても國家社會に害のある事個人の名譽を毀損する事は絕對に新聞紙に記戰し

ない所の態度を取つたならば、新聞紙法なるものは不必要なりと私は論斷を致すのである、理想としては私は新聞紙法の廢止論者である、併さうは參りませぬ、惡い新聞もある、言論の責任を重んじない所の新聞もある依て憲法に許したる所の言論の自由を如何に法律で制限するかと云ふことが、是が立法家の苦心する所である、先づ英國等に於きましては、新聞紙は完全に言論の自由を享有致して居ります、極く制限は僅である、殆ど一般法から來る制限のみである、個人の名譽を毀損することは出來ない、誹議罪から來る所の制限である、第二が刑法から來る制限である、第三が法廷侮辱罪に關する制限である此三つの制限を除けば、言論は自由であります、唯々反亂罪を教唆する所の新聞紙は、裁判所の命令に於て差押ふることが出來ると云ふ規定があります、米國の如きは補修憲法の第一條に於て議會は言論を制限する一の法律をも制定するを得ずと書いてある米國は言論の自由を憲法に依つて完全に保障されて居る、即ち言論の自由を減縮又は制限する所の一つの法律だも、議會で制定することが出來ぬとなつて居る、但し郵便法に於て例外があります郵便法に於て風俗を壞亂する所の記事を掲載したる新聞を郵便に於て發送したる時分に於ては、郵便局がそれを差押へて、さうして發送人を告發すると云ふことのみがあります、其事を除けば實に言論の自由を享有して居る國であります、佛蘭西の如きも言論は自由に享有されて居ります、即ち犯罪を教唆する事項は制限し、又犯罪人を賞恤する爲めに義捐金を募る廣告する事項を掲載し、又は公判前の訴訟の事件を掲載することは出來ない、此位な制限なものであります日本の新聞紙法の如く安寧秩序を紊亂すと云ふ總括的の條文に其の名を藉りて、行政官が專制を爲す規定は、英吉利、佛蘭西、亞米利加の立法には毫も無いと云ふことを私は斷言致すのである、唯々安寧秩序を紊亂しと云ふやうな總括的の規定を設け行政官の專權に一任して居る國もあります、それは官僚政治、軍閥政治の盛なる國である、獨逸の如き、墺太利の如き露西亞の加き、是なりと申すのであります併し獨逸でも、墺太利でも、日本の如き專制はやらないのであります、假令公安を害し公益を害すると云ふ事で新聞の發賣を禁止しましても、それを司法裁判所に於て爭ふ途が開いてあるのである、絶體の專權ではない、而して司法裁判所が其事件を審理する上に於ては、二日間に――二日內に審理判決しなければならぬと云ふ條件もあつて、新聞の自由と云ふものは、官僚軍閥たる所の獨逸墺太利等に於ても日本よりも完全に保障せられて居るのである、而して此分界を決める――言論の自由に分界を決めるのは如何にするかと申しますれば私の考では六つの制限が矢張必要であらう、それは第一に皇室の尊嚴を冒瀆する事項、第二が國體を害する事項、第三が犯罪を煽動し若くは曲庇し刑事被告人――犯罪人を賞恤救護し又は刑事被告人を陷害する事項、第四が風俗を害する事項、第五が名譽を毀損する事項、第六が公判に付する以前に於て豫審判事の特に指定したる豫審の內容並に檢事の差止めたる搜査事項、此六つは矢張言論の自由を如何に尊重致しましても、今日の日本の現狀に於ては制限しなければならぬ事と考へるのであります、而して個人の名譽を毀損する事項に付ては、新聞紙に於て例外を設ける必要があると思ふ、即ち新聞紙が惡意に出でず、專ら公益の爲めにする場合に於ては、新聞紙に事實の證明を許して其證明が立つた時分に於ては無罪を宣告し、損害賠償も遁がれる、此六つの制限が今日の日本の現狀に於ては必要でありまして、其他の制限は私は必要は無いと考へる、之を是より我國の新聞紙――現行の新聞紙に適用して論じて見たいと考へます、第一に現行の新聞紙法に於きましては安寧秩序を紊亂し風俗を害する事項を記載したる時分に於ては、二つの制裁がある、一つの制裁は司法的の制裁であります、一つの制裁は行政的の制裁であります、司法的の制裁は刑罰を以て之を制裁し、行政の制裁は安寧秩序を紊し風俗を害する所の記事を記載したる新聞紙は、內務大臣か絶對の專權を以て其發賣頒布を禁止致しまして、其新聞を差押へることが出來ると云ふ事になつて居るのであります、然るに安寧秩序を紊亂しと云ふやうなる所の標準の不明なる文字を以て、言論の自由を尊重しないと云ふことは、立憲治下に於て私は許すべからざる事であらうと思ふ、私は此安寧秩序を紊すと云ふことを政府に具體化して貰ひたい、私の申すやうに列記的にして貰ひたい列記的にして、其以外には制裁を與へないと云ふことにしなければ、新聞紙は筆を執るに付て標準が無い、先達てまで――先達てではありませぬが、近き過去に於て例がある、官僚內閣に於ては政府と國家と云ふものを混同致して居る、國家に何等の害が無くても政府に害がある事は、安寧秩序を紊亂すと云つて、直ちに告發し、其新聞紙の發賣頒布を禁じ、差押へる譯になるではありませぬか、近き過去の內閣に於て此例は澤山ある、或る內閣に於ては、事實の報道を以て安寧秩序を紊すものなりとして此處分をやつたものもあります、此安寧秩序を紊すと云ふことは、先程申したやうに、藩閥專制政治の遺物と申して差支ない、之を具體的にする、政府は私の述べたる所の六項の制限以外に尙ほあると云ふことなれば、一二は加へても差支ない、國家に害があり、國體に害がある事項は、新聞社が――新聞記者が放縱に之を論ずと云ふことならば、私が今示したる所の六項が、七項になつても宜ければ、八項になつても宜しい、要は安寧秩序と云ふやうな事は今の裁判官の認定、行政官の認定に依つて、如何にもなると云ふ事を今日存在せしめて置くは立憲法治下に於て許すべからざる事と考へるのである、此安寧秩序を紊すと云ふ事は削除して貰ひたい、是が私の此現行法に對する第一の要求であります、而して私の述べました所の、例へば六項の中の皇室の尊嚴を冒瀆する事とか、國體を害するとか云ふ事は是は日本には起りますまい、起りますまいが、法を拵へる以上は是は矢張書いて置かなければならぬ、此二つの事項及風俗を害する事項、犯罪を煽動する事項と云ふことを新聞紙が記載した時分には、それは內務大臣は矢張發賣頒布を禁止して差押へて差支ない、國家社會に害を爲す新聞紙は、其發賣頒布を禁止して差支いないのである、併し私はそれに就ても要求がある絶對的に內務大臣の專權を屬せしむることは宜しくない、新聞紙の發賣頒布を禁止する權を、內務大臣の絶對認定權に一任すると云ふことは、立憲國に於て決して許すべからざる制度である、故に私は是は裁判所に於て爭ふ途を開いて貰ひたい、內務大臣が私の申述べたる所の六項の中の三項位な重大なもの――重大な事項を記載したる場合に於ては、其發賣頒布を禁止し、其禁止したる所の行政處分は、裁判所に於て新聞紙をして爭はしむると云ふことの途を開かなければいけないと思ふ、之を行政裁判所にするが、司法裁判所にするかと言ひますれば、私は法律の系統から言へば、是は行政裁判所が當然でありますけれども、各國の立法例を見ますれば、新聞に爭ある事は皆司法裁判所で決しますから、日本に於ても憲法に據つて保障せられて居る　天皇の名に於て裁判する所の司法裁判所に內務大臣の爲したる處分の當否を爭ふ途を開くことが當然だらうと考へる是は內務大臣の絶對專權に向つて制限を加へる、而して言論の自由を尊重することになるであらうと考へる、次は何かと申しますれば、次は現行の新聞紙法の「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政體ヲ變更シ又ハ朝憲ヲ紊亂スル事項ヲ記載シタル者ハ」云々と云ふ條文がある、之れに司法的の制裁があります、刑罰的の制裁があります、皇室の尊嚴を冒瀆する記事に向つては、嚴罰を以て之に臨むことは、我が帝國の臣民として希望する所である、斯樣な事は起りますまいが起つた場合に嚴罰を以て制裁をすることは、私は固より當然とする所である、然るに立憲治下に於て、政體を變改するとか、朝憲を紊亂するとか云ふやうな、藩閥政府以來の傳來的文字が此に在る、是も安寧秩序を紊すと云ふことゝ同じく、頗る曖昧な文字であります、政體を變改すると云ふことは、立憲政治を專制政治にでもすると云ふことであります、併し今日立憲政治を專制政治にすると云ふやうな議論を書いても、國家社會にさう大した害も與へますまい、又今日の憲法は不十分な事があるから、之を改正する必要があると云ふことを論じても、政體を變改するものと裁判官から認定されるかも知れない、然るに我が立憲治下に於て、我が國體を重んじ、憲法に斯る不完全なる事があるから、之を改正しなければならぬと云ふことを平和的に論ずることは當然である、又朝憲を紊亂すと云ふことも頗る曖昧な文字である、學者が之を定義して、政治組織を變更することが朝憲の紊亂であると斯う言ふ、併し國體を害せずに政治組織の變更を求むると云ふ者を罰する必要は無い、斯る政治組織にしたならば、立憲治下に於て適當と信ずるが故に、斯う云ふ政治組織を望むと云ふことを書いても一向差支はない、國體を害さない範圍で論じて、政治組織は斯るものにした方が宜いと云ふことを論じても差支は無い、斯る議論をしても朝憲紊亂と云ふ事に當るやうな疑がある、斯る條文を適用する場合は殆ど無いのに、刑法に於ては朝憲を紊亂し暴動を爲したる者は處罰すると規定して居る、暴動を爲したる時分には固より之を處

罰するも可なり、併し是は朝憲紊亂と暴動とが原因結果の關係を爲すに非ざれば、刑法に於ても之を罰しない、平和的に我國の憲法は斯く改正するが宜しい、我國の政治組織は斯る政治組織に變更するが宜いと云ふことを論じても、私は一向差支ないと思ふ斯の如き藩閥政府以來の傳來的文字は、斷然新聞紙法より削除するのが當然であると私は考へるのであります、それから次に要求すべき問題は、官署公署又は法令を以て組織したる議會に於ける公にせざる文書、公開せざる所の議事を新聞に記載することが出來ない、請願書又は訴願書も亦同じと云ふ條文があります、是も官僚政治の遺物である、今日役所に於ては祕密でない所の文書に「祕」の字が捺してある、見れば一年も前に公にされた文書があるのに、之に「祕」の字が捺してある、之を新聞紙に掲載して何の害があるか、又今日貴族院、衆議院の委員會は公開しませぬ、併ながら公開せざる委員會の議事を記載しても、罰せられた新聞紙はない、世人も少しも之を疑はない、斯る事は決して禁する必要は無い、唯々貴衆兩院に於ける祕密會の議事を掲載した時分にはどうするか、是は新聞紙の自省に俟ち、責任を自覺して掲載しないやうにする、是は又議員が祕密を漏さなければ洩れる氣遣ひがない、斯る事を新聞紙に掲載することが出來ないとして、司法的の制裁を以て之に臨むと云ふことは、私は立憲治下に於て是は官僚政治の遺物なりと申さなければならぬのである、又議會に出たる所の請願書を掲載することが出來ない、是は先達て例がある、或る雜誌社が自分で請願を議會に出しました、其出さない前に請願の全文を雜誌に掲載したのであります、東京區裁判所の檢事が呼出して、お前の雜誌には請願書が載つて居る、新聞紙法違反であるから百圓の罰を科するが宜いか、所が取調の結果、それは議會に出さない前に發行した雜誌である、是は議會に出たる請願と謂ふことは出來ないので、罰せられずに濟んだ、議會に出さない前の請願書は、新聞雜誌に掲載しても差支ない、議會に出したる後の請願と雖も、之を新聞紙に掲載することを、刑罰を以て之に臨むと云ふことは、私は時代後れの法律である、又主務官廳に出る所の訴願書を掲載することが出來ないと云ふ是も立憲治下に必要が無い、斯る專制政治や官僚政治を擁護するやうな規定は立憲法治國の法律より削除を願ひたいのである、官僚政治、專制政治は祕密を貴び、立憲政治は公開を貴ぶのである、然るに斯る規定を殘すと云ふことは、官僚政治を保護して、立憲政治の發達を阻碍すると云ふことになるのでありますから、斯る規定は斷然新聞紙法より削除して言論の自由を尊重されんことを望むのであります、次の問題は何かと申しますれば、平時に於きまして軍事外交に付て陸海軍大臣、外務大臣が新聞の記事を禁止制限する權利を有して居る、是が果して必要であるかどうか、而して軍機の祕密を保護する法律は、別に在る、軍機保護法と云ふ法律が在るのである、即ち軍機の祕密を漏洩し、軍機の祕密を公に示した時分に於ては嚴重なる刑罰を以て制裁して居る故に軍事の祕密にならないものを、陸海軍大臣が平時に於て新聞紙を制限禁止すると云ふことは、是は矢張言論の自由を尊重する上に於て、頗る遺憾に感ずる條文であると思ふのである、斯う云ふ必要は無い、軍事の祕密になれば軍機保護法が之に制裁を加へ、又他の法律を以て之を所罰することが出來るのである、其以外のものを立憲法治國に於て、陸海軍大臣に軍事の祕密に涉らざる新聞紙を制限禁止する所の權利を持たせることは、却て私は立憲政治の主義に反するものと論斷するのである、外交上の問題——外交上の問題も、祕密は當局者が漏さなければ新聞に載る譯がない、又今日は外交は公にせよ、外交は公開せよと云ふ論がある、新聞紙が外交を論ずると云ふことは、國民外交の實を擧げるのである外國に於ては講和問題等も、當局者が輿論を喚起し、新聞紙が輿論を喚起し、而して國論を統一して外に向ふから、其の主張が強いのである、其の主張が貫徹するのである、故に日本の外交に於いて、外務大臣か新聞紙の制限禁止を爲さず、之れを開放しても差支ない新聞紙が責任を重んじ、全國の輿論を喚起し、國論を統一して政府の後援を爲すが如き態度を以つて、外交問題を解決すると云ふことにしたいのであります(拍手起る)併し戰時非常事變の場合は此の限に在らず、戰時若くは非常事變に於いて、陸海軍大臣及外務大臣が、軍事外交に向つて、新聞紙に對して禁止制限の權利を有して居ると云ふことは私も認める、併し戰時非常事變の場合は、戰時非常立法でありますから、平時の新聞紙法に規定する必要は無い、戰時非常事變の場合は　天皇の大權施行も妨げない、戒嚴令も發布するのである、故に言論の自由と云ふものは、或る場合に於ては全く蹂躙されて居ると云ふことは、我國の新聞紙が覺悟しなければならぬ、戰時非常事變の場合に此制限禁止があるのであるから、平時の場合に於て軍事の祕密に涉らざる事項に就ては、陸海軍大臣及外務大臣が新聞紙の制限禁止をすると云ふことは、絕對に新聞紙法より削除して貰ひたいと私は考へるのであります、私は先程申したやうに、安寧秩序を紊亂する文字を削除しても餘り妨はないが、私の希望する六項の制限、其以外の制限は、政府が必要があれば掲げても差支ない、今までのやうな官僚政治其他の政府に於ては、社會の安寧秩序は官僚政治の官吏のみがする事と考へて居る、是は大變間違である、官吏は少數であり人民は多數である、立憲治下に於ては、官吏も安寧秩序の維持者であるけれども、人民凡てが安寧秩序の維持者であると私は考へる、新聞紙の如きは無論の話、有識の士が新聞を書くのであります、安寧秩序を維持することは、新聞紙の一大任務なりと申しても差支はないのである、故に此安寧秩序を紊亂すと云ふことを削除しても之を具體化して新聞紙を制限禁止する所の條項を掲げて居れば、少しも國家社會には害を爲さぬと云ふことを論斷致すのである、諸君、其他に新聞紙の枝葉なる改正はあります、例へば今日の新聞紙法に編輯人以外に實際に編輯を擔當したる者を制裁する規定があります、今日では必要であります、併し私が述べたるやうに實際の編輯人——今日の新聞紙で申せば編輯長とか主筆とか、社長とか云ふ者が、責任を帶びて編輯人になれば、それ以上實際に擔當したる所の記者を罰する必要が無からうと思ひます、私の議論が通れば責任を帶びたる紳士が編輯人になれば、實際に編輯を擔當したる者を處罰する必要は無からうと思ひます、其他論ずる事は餘程ありますけれども、是は私は委員會に讓りまして、此新聞紙法の專制主義、官僚主義を變更致して、新聞紙法の民主化を請求し、立憲化を請求するのであります、政府に於ても私の述べたる事を容れられまして、部分的の改正とせずして、根本的の改正案を作り、藩閥政治、專制政治の時分にあつたる所の遺物たる文字は削除して、而して民主化したる立憲化したる所の新聞紙法たらしめ、根本的に我國の言論尊重の實を擧げると云ふことに願ひたいのであります、又新聞紙に於きましても、責任を重んじ、編輯人も實際に局に當る者を編輯人に致しまして、其責任の實を明かにして、而して相當に共に社會の安寧秩序を維持する所の態度を持つて貰ひたいと云ふことが私の希望であります、本案の大要の說明は是で止めて壇を降るのであります(拍手起る)

○岩崎勳君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎勳君。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、特に十八名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議が無ければ議長指名十八名の委員に付託することに決します——日程第五狩野川改修に關する建議案を議題と致します、說明者、小泉策太郎君。

第五　狩野川改修に關する建議案(岩崎勳君外一名提出)

狩野川改修に關する建議

政府は速に相當の計畫を立て靜岡縣下狩野川の改修を爲さむことを望む

右建議す

〔小泉策太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○小泉策太郎君　建議案の趣意を極めて簡單に申上げます、狩野川は天城山から沼津の海へ出る川でありまするが、其水害の程度が年々激しくなりまして此川の流域に屬しまする伊豆の田方郡、又駿河の駿東郡の約二十箇町村許りは、其都度非常なる慘害を受けて居ります、此川の氾濫の程度が年々激しくなると云ふ原因、又沿岸町村民の被りまする損害の程度、其事實の調査も略々出來て居りますけれども、今の場合此處で委しく申上げるのは甚だ御迷惑であらうと思ひますから、是は委員會で詳細に申上げることに致しまして、結局此洪水の被害を除くには、河川を改修をして治水事業を完成すると云ふ以外に方法は無いのでありまするが、地方費として全部此費用を負擔すると云ふことは、到底不可能の事でありまするから、國家として此治水事業の經營をして相當の調査を爲し、又速に實行して貰ひたいと云ふ

のが、此建議案の趣意であります、どうぞ宜しく御賛成を願ひます。

○岩崎勲君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎勲君。

○岩崎勲君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませんか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ議長指名九名の委員に付託することに決します――日程第六、農業政策に關する建議案を議題と致します、提出者赤間嘉之吉君。

第六　農業政策に關する建議案（赤間嘉之吉君提出）

農業政策に關する建議

政府は各種の農業政策を立て之を實行しつゝありと雖未た充分ならさるものあり或は更に計劃すへきものあり故に左の政策を立て之を實行せむことを望む

一農業勞働者增加の方法を講すること
一農具改良の方法を講すること
一農業上の發明者及篤志者を推奬すること
一肥料の廉價購入の方法を講すること
一牛馬耕を奬勵し農業用牛馬廉價購入の方法を講すること
一耕地の排水的整理を更に大に奬勵すること

右建議す

〔赤間嘉之吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○赤間嘉之吉君　歐洲戰爭の教訓に依りまして、我國にも幾多の新しい問題を生じて參りました、其中に付きまして食糧問題は昨年の議會以來、官民の間に隨分論議せられました重大な問題でございまするが此食糧問題を解決致しまするに付きまして、本期議會に於て政府からも色々な提案がございまして、吾々も之に對して協贊を與へましたが、食糧問題を根本的に解決致します所の要點は、第一は農業政策を確定するに在ると云ふことを私は信じて居ります農業政策の上に付きましては、先程も論議せられました開墾助成法、或は開墾會社とか云ふやうな事も必要でございまするが、新たに開墾をし、埋立をし干拓を致しますると同時に、從來既に開墾せられて居り、耕作せられて居る所の土地の利用を增大すると云ふことは、食糧問題を解決致しまするに付きまして、最大急務であると私は信じて居ります、從來開墾せられて居る所の土地の利用を增大する第一は、耕地の排水的整理をするのが一番必要であると思ふ、現に東京府近を見ましても、郊外には幾多の水田が今水が溜つて其儘になつて居る、冬の間は之を耕作することが出來ないことになつて居る、汽車に乘つて東海道線を見ましても、鐵道沿線には幾多の水田が冬の間はぢつと遊んで居ると云ふやうな有樣である、隨て農民は冬の間には仕事が出來ない、夏は農民は農事に忙殺さるゝけれども、冬の間は遊んで居ると云ふやうな有樣である、東京の附近の如き野菜なんぞに致しましても、隨分高價の物を買つて居る、其東京市外の周圍の方には水田がぢつと遊んで居ると云ふやうな有樣である、斯う云ふ土地に對しましては、第一に耕地の排水的整理をすると云ふ事が最も必要であると思ふ、從來政府の方でも耕地整理、排水整理と云ふやうな事は色々奬勵を致しまするし、之に對して補助金も與へて居る、又耕地整理の基本調査をするに付ても、補助金を與へて居りまするが、まだ甚だ不十分であり、極く僅かなものである、昨年の議會でありましたか、一昨年の臨時議會であつたか、土地の利用に關する經費と云ふものを、初めて議會に政府から提案を致しまして、吾々に協贊を與へたのであります、是は新たに開墾すべき土地埋立をすべき土地、或は干拓すべき土地を政府の方で調査を致しまして、それに對して十分なる設計を立て、收支豫算までも政府の方で致してさうして土地の所有者、或は地方の人に開墾埋立干拓を勸誘すると云ふことになつて居る、新たに土地を拓くことも必要であるけれども、今申上げるやうに現在開墾されて居る土地が遊んで居る、其利用を增大するに付ては、政府は僅かに基本調査をするに付て、補助金を與へると云ふことに止まつて居る、新たに開墾するに付て政府が多額の經費を投じ、其調査をし、設計をし、收支豫算を出して居るならば既に開墾されて居る土地に對しても、排水的整理の基本調査を政府の方でやつて宜しいと思ふ、さうして土地の所有者に向つて排水整理を勸誘することになれば、此事業は從來よりも一層長足の進歩をし發達することであらうと考へます、從來政府の遣方を見まするに、農業者或は農業に對する政府の遣方はどうも甚だ不滿足の點がある、明治政府の初めに於きまして地租改正を斷行した時には、其經費の大部分は民地として土地の所有者が負擔して居る、又二十二年の頃地租輕減の目的を以て地價修正をした時にも、其大部分の經費は土地の所有者が負擔して居る、當然政府が負擔しなければならぬ經費の大部分を、土地の所有者が負擔して居るのであります、今耕地の排水整理をするに付ても、政府は僅かの補助をして、大部分は土地の所有者に設計し調査させることになつて居る、甚だ私は斯う云ふ點は遺憾であると思ひます、願くは政府の方が排水整理の基本調査を致しまして、土地の所有者に大に勸誘するが最も必要であらうと考へます、次に耕地の面積を開墾し排水整理を致しまして、土地の利用を增大するに付て、直接必要を感ずるのは農業勞働者の缺乏である、段々鑛山或は製造工業等が發達しまするし、都市が發展するに付て、農民が都會の地に移住し、或は轉業することになつて、農業勞働者が少くなる今衆議院を通過した開墾助成法、或は開墾會社等が出來ましても、農業勞働者が段々減少するやうでは此目的を完成することは出來ない、隨て農業勞働者の增加と云ふことは、政府の方でも餘程考へなければならぬ問題であらうと思ふ、如何にして農業勞働者を增加するかと申しますと、私の考では支那の勞働者、支那苦力を日本に入れることを政府の方で考へて貰ひたい、支那とは確か條約の關係もあると思ひますから、單り農商務省だけの問題でなく、外務省、農商務省内務省あたりと共に、此問題に向つて何とか致して支那勞働者を日本に入れる、或は鑛山なり或は製造工業なり、さう云ふ方面に支那勞働者を入れることになると、消極的には農業勞働者の去るのをそれを以て引留めることが出來ると云ふことになつて參ります、次には農具の改良、從來我國で用ゐて居る農具は、各地方各樣の物を用ゐて居る、此農具の改良に付ては、從來農業試驗所或は農學校とか、農科大學とか云ふやうな各種の學校もございますけれども、此農事試驗場とか或は各學校に於きまして、農具の改良に向つては餘り力を用ゐて居ないのでありますが、是は勞力を節約し、勞働者の減少する半面に於ては、農具の改良を致しまして、勞働者の減少に對する補を付けると云ふことが、最も必要であらうと思ふのであります、願くは政府の方に於きまして、此農具の研究所を置きまするとか、或は學校とか、農事試驗所に於きまして、農具改良の事に今少し研究をして戴きたいと思ふのであります、次には勞働節約の一端と致しまして、牛馬耕の奬勵であります、此牛馬耕の奬勵に付て全國を見渡しまするとまだ田畑を耕すに人の手でやつて居る所が多いのである、是は牛馬耕を用ゐることになると、人の勞力を節約し工程も餘程進捗すると考へます、現在我國に於ては牛馬を産出すること甚だ少なく、對岸の支那には陝西省四川省河南省等に澤山牛馬を産出し、又有名なる山東牛、是等を輸入すると云ふと餘程我國の牛馬の缺乏を補ふことが出來る、さう云ふことに致しまして牛馬の不足を補ひ、一面に於て牛馬耕を奬勵すると云ふことは、最も農事の改良を圖り勞力を節約する上に於て必要であると考へます、次は肥料の問題、我國の肥料は段々改良されて參りますけれども、まだ金肥所謂購買する所の肥料は價格が高い、肥料會社は隨分多額の利益を得て居りますが、農民は此高い肥料を農業に用ゐなければならぬ、何とか致しまして此肥料の廉價購買の方法を政府の方に於て考へて貰ひたい、次には農業の進歩發達を圖る上に於て、農業上の發明者及び篤志者を奬勵することが最も必要であると思ふ、軍事上の關係或は軍器の發明改良を致したと云ふことに付ては、直ちに勳章を與へる途があるけれども、農業上の發明者に向つては、さう云ふ途が未だ嘗て開かれて居ることを聞きませぬ、是は甚だ遺憾に思ふ今日のやうに食糧問題の解決に官民共に力を注ぐと云ふやうな時に方つては、一層此農業上の發明者篤志者等に對して、奬勵する途を開いて貰ひたいと思ひます、或は稻種の鹽水撰の發明とか、或は權田式の麥をどうしたとか、近來私の地方あたりでは一地方の役場の農業技手が稻作の改良に付て非常な發明をして、麥の權田式より以上の發明をした者があります、さう云ふやうな者に對して未だ嘗て之を推奬する途が開かれて居らぬのは遺憾と思ふ、或は藍綬褒章綠綬褒章とか、褒章を與へる途はあるけれども未だ是等の者に向つて敘勳せられたことは聞きませぬ、願くは斯う云ふ者に向つても軍事上の發明或は軍器の改良した人と同じやうに、優遇の途を開くと

か、或は其他に推奬の途を開くことに致しましたならば、農業の改良進歩の上に餘程の効果があると私は信じて疑ひませぬ、で以上申上げました政策と相俟つて、政府が今期議會に提案されました開墾助成法なり、開墾會社等の事業と共に保護しましたならば、食糧問題の解決は決して難事でないと信じます、敢て本建議案を提出した所以であります。

○岩崎勳君　本案は日程第三の委員に、併せて付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無しと認めます、仍て岩崎君動議の如く決します、日程第七、陸軍下士卒優遇に關する建議案を議題と致します――提出者高田耘平君。

第七　陸軍下士卒優遇に關する建議案（高田耘平君提出）

陸軍下士卒優遇に關する建議

陸軍下士卒の給與甚た非薄にして現役の兵卒に對し父兄等より送金しつつあるは目下一般の狀況なり尙下士の生活も極めて困難なり依て政府は成るへく急速に下士卒の給與を改善するの方法を採られむことを望む

右建議す

〔高田耘平君登壇〕

○高田耘平君　大分御倦怠の所でございますから、長く申上げる積りでありましたけれども、極めて大綱だけを申上げます、目的は陸軍の下士卒の給與、即ち給料食糧とも甚だ非薄であるから、之をもう少し改善する必要がある、斯う云ふ事でございますそれだけでは餘り簡單でございますから、其理由を簡單に申上げます、即ち現在の陸軍の下士卒の給與が果して十分であるや否やと云ふ事を見ると之を各兵卒の家庭が毎月幾分宛か其父兄より兵卒に送金するの狀況を見ても、其の不足すると云ふ事は明かである又唯々送金するからそれが不足であると云ふ事では徹底しませぬが、實際に陸軍省の調べられたものを見ましても、確に不足の狀況に在る、委しい數字になりますから是は略しますが、現在不足であると云ふことを第一申上げます、それから第二には其兵卒の多くがどう云ふ家庭から出て居るかと云ふ事、即ち兵卒の多くの財產程度はどう云ふものであるかと云ふ事も、是も一の理由にならうと思ふ、是は私が陸軍省で調べて貰つたもので詰り第一師團、第十四師團、第十五師團の此三箇師團の兵に就きまして大正六年の兵卒の總員に就きまして、どう云ふ風な財產狀態になつて居るかと云ふことを調べて貰ひましたが、千分比例に致しました、直接國稅百圓以上を納むる家庭の者が、千分比例で十五人でございます、それから直接國稅百圓未滿二十圓以上の納稅者の家庭の者が百三十人でございます、それから直接國稅二十圓未滿の納稅者の家庭の者が五百三十八人であります、直接國稅不納者の家庭の者が三百二十五人、是は第一師團、第十四師團、第十五師團の三箇師團に就きまして、陸軍の當局の手に依つて調べて貰ひました、其書類もございます、此書類必ず全般に涉るとは申しませぬけれども、尠なくとも之を以て我帝國の陸軍の兵卒の財產狀態を窺ひ知ることが大體に於て出來やうと思ひます、之を見ますると中產階級以下に屬する、直接國稅二十圓以下の者と、直接國稅不納者とを合せて、全體千人に付八百五十五人と云ふことになつて居ります、是は餘程看過すべからざることであらうと私は思ふのであります、即ち此等の中產階級以下が國家最大の兵役の義務を負うて居つて、其上に尠なからず二三年間年々小遣の足りないものを受けると云ふ現狀は、見やうに依つては餘程大問題と謂ふことが出來ると信じます、是が第二の理由、第三の理由は最も一寸數字になりますけれど、徵兵令施行以來今日までの陸軍の兵卒の給料を比較して見るとどうなつて居るか、委しいことは略しますが、ざつと申上げますると、明治四年に一等卒と云ふものは一箇月二圓であります即ち一日七錢であつた、それから明治三十二年頃は幾らであるかと云ふと、一等卒二等卒を通じて一日四錢である、それが明治四十三年より一日五錢二厘になつて、さうして大正七年四月より二割五分を增しまして、九月より四割增となり、現在一、二等卒が一日七錢二厘と云ふことになつて居ります、斯う云ふやうな風でございまして、徵兵令施行當時は、非常に今日より待遇が好かつたのである、此歷史から見まして、私共はずつと古き以前の兵卒の手當と其當時の物價と、今日の手當と今日の物價とを對照して見ますると、不足であると云ふことは、歷史上よりも明に證明し得ると思ふのであります、第四は陸軍と海軍との比較問題でございます、之を食糧の方面と給料の方面より觀察しますると、陸軍の方の上等兵とふものが定額六錢五厘で之に四割增しまして九錢一厘となつて居ります、そこで海軍の一等卒はどうであるかと云ふと、一日の定額が二十六錢で、是に四割を增して三十六錢となつて居ります、さうすると陸軍の上等兵は海軍の一等卒と比較して、一日の給料が陸軍より海軍の方が四倍であります、是は總ての兵卒に通じてその通りでございます、詳しい事は略します、それから又陸軍の兵卒と海軍の兵卒との食糧がどうであるかと云ふと、米麥等には大差はございませぬが野菜類にも大差はございませぬ、唯々肉類になると非常に差がある、海軍の方の食糧の表を見ますると一日の食糧が牛肉六十匁、魚肉が四十匁合計百匁となつて居ります、所が是が第十四師團に就きまして肉類の調べた物を見ますると一週間に九十匁であります、魚肉、豚肉、牛肉を通じて九十匁、是が一週間分であります、所が海軍に於ては魚肉牛肉を通して一日必ず百匁の肉類を食はせて居ります、斯う云ふことになつて居りまして、甚だ權衡を得ないのであります、若し今日の儘で往きますると、海軍に志願する人は悅びますけれども、陸軍に居る人は甚しく不平を持つやうになると思ふ、此意味よりしても、どうしても陸軍の給與をもう少し高める必要があると思ひます、以上四點がどうしても陸軍の下士卒の給與を更に改善しなければならぬ理由となるのであります、是は餘程見やうに依つては大問題と思ひますから、是非一つ諸君の御贊成を請ひたい積りでございます、何れ詳細のことは委員會で申します。

○岩崎勳君　本案は官吏恩給法、及び之に關聯する諸規定の改正に關する建議案の委員會に、併せて付託せられんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ動議の如く決しました――日程第八、北海道拓殖完成に關する建議案――寺田省歸君。

第八　北海道拓殖完成に關する建議案（寺田省歸君外二名提出）

北海道拓殖完成に關する建議

現今北海道拓殖事業計畫の財源たる自然增收は拓殖完成に至る迄本道經營の資源に供するは北海道拓殖計畫案の精神なり故に左記事項に對し更に時代に適應する計畫を樹立せむことを望む

一　拓殖鐵道敷設
一　港灣及漁港の修築
一　治水事業
一　土地改良事業
一　其の他必要なる事業

右建議す

〔寺田省歸君登壇〕

○寺田省歸君　時間が切迫致しましたから、極く簡單に說明致します「北海道拓殖事業計畫の財源たる自然增收は拓殖完成に至る迄本道經營の資源に供する」は明治四十四年に定められたる拓殖計畫の精神であります、仍て「左記事項に對し更に時代に適應する計畫を樹立せんことを望む」と云ふのが、此建議案の精神であります、即ち拓殖鐵道の敷設、港灣及漁港の修築、治水事業、土地改良事業、其他必要なる事業であります、理由を聊か說明致します、北海道は明治二年拓殖長官東久世通禧卿が、先帝陛下の優渥なる詔勅を奉戴しまして、開拓に從事して以來既に五十餘年を經過致します、其間官民共に銳意熱心開拓に從事致しました結果、今や人口二百有餘萬開墾地七十餘萬町步、生產高三億萬圓に上りまして其進步稍々見るべきものがあります、然れども廣袤六千方里に亘る北海道の大に比しますれば、未だ開墾の工程は其半にも達しないのでございます、海に於ては、沿海漁業は稍々衰頹の傾かありますけれども、遠洋漁業に至りましては未だ一指をも染めず、無盡の魚族に富み、此魚族をして空しく北海に游泳せしむる有樣であります、又山に在りましては、千古不伐の森林は廣大の地區に亘りまして、鬱蒼暗き所があります、又各種の鑛物は無限の鑛量を包藏して、事業家を待つて居る有樣でございます、更に原野を見ますれば、尙は吾々の見る所では、百萬町步の開墾適地が存して居るのであります、刻下朝野の最も苦心を爲しつゝある米穀に於ても、今後殆ど五六百萬石を產出し得べき餘地が十分あるのであります、工業に至つては各所に豐富の原料を產するを以て、多大の發展を見ることが出來ます、其外畜產に養蠶に數へ來れば日も亦足らぬのであります、故に北海道の開拓の仕事は、寧ろ是からと言うても宜いのであります、故に若し北海道拓殖完成し、產業大に發達するの時には、人口に於て七八百萬人、生產

總高十億萬圓に上ることは、敢て難事でないと思ひます、故に此點から申しますれば、北海道は一は米穀の調節を助け、一は內地に於て年々增加する過剩の人民を移入れまして、彼等をして土著永住の樂土を得せしむる使命を有して居るのでございます、政府は明治四十二年拓殖事業計畫を立て丶以來時運の形勢に鑑みまして、豫定の計畫に多少の改正追加を爲し、是が遂行に努めつ丶ありますけれども、拓殖の完成を期せんと欲せば、未だ不備不足と謂はなければなりませぬ、然るに一面時代の進運は、北海道拓殖の速成を要望して止まぬのであります、又一面本道自然の增收は（「詳細は委員會」と呼ふ者あり）一時豫定の如き收入がありませぬでしたが、近年に至りまして頗る好況を呈し、此既定計畫の完成期、即ち大正十五年に至るまで、少くも二千有餘萬の金高に上る豫想でございまするから、吾々は此最初の計畫に基いて、此二千有餘萬の金を支出して、以て此拓殖の完成を期せんと欲する者でございます、どうか御賛成を願ひます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君 本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ岩崎君動議の如く決します——日程第九、發電用水利權の法規制定に關する建議案を議題と致します、石原正太郎君

第九 發電用水利權の法規制定に關する建議案（石原正太郎君外一名提出）

發電用水利權の法規制定に關する建議

近時石炭の價格暴騰したると各種工業勃興の結果水力電氣の事業は益隆盛大を加へ而して國家の產業上重要なる位置を占むるに至れり而して水力電氣の根原たるへき水利は國家の所有物にして之か使用許可の方法の宜しきを得ると否とは國家經濟上重大なる關係を有し且事業家の利害消長に影響するところ大なり然るに此の水利權使用の許可に關し未た統一的法規の定まれるものなく所謂行政官廳の手加減に依りて決定せらるへきを以て時として其間不正の運動行はれ公明なる經濟上の發展を阻害すること少からす依て政府は速に適當なる方策を講し本建議の趣旨を遂けしめられむことを望む

右建議す

〔石原正太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○石原正太郎君 極く簡單に趣旨を申述べます、最近水力電氣の事業は非常に勃興致しまして殊に時局以來石炭の價格が騰貴し、工業の勃興に伴うて此水力電氣が非常な發達を來したのであります、近い調に依りまするると、水力に依る發電が約九十萬馬力、之に投下せられて居る資本が約三億五千萬圓に達して居るのであります、數年前遞信省に臨時發電調査局と云ふものを置きまして、全國の主要なる河川百四十七に付きまして、經濟上利用し得べき發電力を調査したことがあります、其調査の報告書に依りますると、此百四十七の河川に付ても尚ほ六百五十六萬馬力の、經濟上利用し得べき水力があると云ふことであります、左樣な譯でありまするから、今後此水力電氣に投下せらるべき資本は、十五億乃至二十億を下らぬものであらうと思ふのであります、誠に水力電氣は、國家が所有して居る富源の最も大なるもの丶一つであつて、幾ら之を使用しても——之を使つても盡きないと云ふ點に於きましては、或る意味に於ては鑛山よりもより以上價値ある國家の一大富源であらうと思ふのであります、此富源たる——鑛山に付きましては鑛業法と云ふものがありまして是れが取扱の規定が完全に規定されて居るのでありますが、此の水力の水利權に就きましては、統一されてある纏まつた法規が無いのであります、各府縣勝手な手續書のやうなものを設け、遞信省は遞信省で內規のやうなものを設け、內務省は內務省でそれに類したるやうなものを設け、其爲めに此の貴重なる富源の開發を瀉からしめ妨ぐることが非常に多いのであります、のみならず斯樣な有用な富源である爲めに、其權利を獲得すべく色々の緣故を辿つて忌むべき運動なども行はれて、官紀上寒に厭ふべき事柄も起るのであります（「分りました」と呼ふ者あり）色々當業者が此水力電氣の水利權の許可に對しまして、政府が現に執りつ丶ある方針に就て、尠からず不安を懷いて居り、又多くの疑點を持つて居るのであります、是等に就きましては、詳細に委員會に於きまして政府の御說明を願ひたいと思つて居ります、どうぞ御賛成あらんことを希望致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君 本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 動議に御異議はなしと認めます、乃ち岩崎君動議の如く議長指名九名の委員に付託することに決しました、日程第十、能代、五所川原間鐵道建設に關する建議案を議題と致します、委員長池田龜治君。

第十 能代、五所川原間鐵道建設に關する建議案（工藤卓爾君外四名提出）（委員長報告）

○池田龜治君 極く簡單でありまする故に、此席から說明致したいと思ひます。

○議長（大岡育造君） 許可致します。

○池田龜治君 唯今日程に上つて居りまする所の能代五所川原間鐵道建設に關する建議案の委員會の經過並に結果を御報告致します、委員會に於きましては、回を重ぬること三回、提案者に質問を致し、政府の說明を聽き、愼重に審議致しまして、其結果滿場一致を以て可決することになりました、今此大要を申上げまするると（「簡單々々」と呼ふ者あり）極く簡單にやります（「靜肅に願ひます」と呼ふ者あり）此鐵道は奧羽線機織驛より分岐して能代までは支線になつて居りますが、能代よりは森、岩館を經て、靑森縣の鰺澤に到り、それから木造を經て五所川原に達し同所よりは、私設鐵道に依つて、靑森縣奧羽線の川部驛に連絡する線でありまして、政府に於ても其線は幹線と相俟つて重要なる路線であると云ふことでありまして、既に大體に於て調査は遂げてあるさうであります、其說明を聞きますと、五所川原鰺澤間の延長十三哩六十六鎖最急勾配は六十六分の一、建設費總額八十四萬七千八百六十四圓、一哩平均六萬千三百二十八圓、資本に對する收益の割合が六分七厘、利用者の利益は二割六分三厘、總益金の割合は二割六分九厘、それから能代鰺澤間の延長は六十二哩七十一鎖、最急勾配は五十分の一、建設費總額は五百六十八萬六千餘圓、一哩平均九萬圓餘、利用者の利益は五分七厘、斯う云ふ風になつて居りまして、私設鐵道を設けても十分やれると云ふやうな線であります、併し是は大正元年十月の調査でありますか故に、今日の物價を以てしては此價格で出來ないと云ふことは當然でありますけれども、此鐵道を敷設した後の向上發展は夥しいものがあらうと思ひますが故に此利益の步合に決して下らぬと云ふことは政府委員の辯明にもあります、其他地方を開發すべき色々な質問應答がありましたけれども、最早時間も切迫して居りますから、是だけ申上げまして、委員會に於きましては右の事態を諒と致しまして、なるべく速に建設するの希望を付して、滿場一致を以て可決した次第でございます。

○岩崎勳君 本案は委員長報告通り可決せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議ないと認めます、仍て本建議案は可決せられたことを宣告致します、最早時間も切迫致しましたから、今日は是にて散會。

午後五時五十六分散會

○大正八年三月二十四日（月曜日）

午後一時十四分開議

議事日程 第二十七號

第一 竹林の病害研究に關する建議案（川崎安之助君外一名提出）

第二 產業組合法中改正に關する建議案（內藤傳祿君外一名提出）

第三 農業倉庫業法中改正に關する建議案（內藤傳祿君外一名提出）

第四 本邦基礎工業の保護に關する建議案（田中隆三君外一名提出）

第五 小松島港改良修築に關する建議案（原田佐之治君外一名提出）

第六 延松鐵道速成に關する建議案（長峰與一君外三名提出）（委員長報告）

第七 山口縣德山港を特別輸出入港と爲すの建議案（渡邊祐策君提出）（委員長報告）

第八 圓山川改修に關する建議案（齋藤珪次君外一名提出）（委員長報告）

第九 水產講習所內に淡水科特設に關する建議案（西川太治郎君外五名提出）（委員長報告）

第十 水產業統一機關設置に關する建議案（唐端清太郎君外二名提出）（委員長報告）

第十一 水產銀行設立に關する建議案（鵜澤宇八君外

二名提出）（委員長報告）

第十二 福井縣三國港浚港に關する建議案（熊谷五右衛門君外四名提出）（委員長報告）

第十三 大船渡、久慈間鐵道敷設に關する建議案（高橋壽太郎君外五名提出）（委員長報告）

第十四 沖繩縣に於ける「マラリヤ」豫防撲滅に關する建議案（我如古樂一郎君外四名提出）（委員長報告）

第十五 八戸、久慈間輕便鐵道速成に關する建議案（鈴木錠藏君外一名提出）（委員長報告）

第十六 鐵道統一に關する建議案（柏原文太郎君外四名提出）（委員長報告）

第十七 長崎港海陸聯絡設備に關する建議案（則元由庸君外七名提出）（委員長報告）

第十八 東京帝國大學醫科大學藥學科擴張に關する建議案（小林源藏君外三名提出）（委員長報告）

第十九 農務省新設に關する建議案（中倉萬次郎君外十名提出）（委員長報告）

第二十 食糧政策及小作農保護に關する建議案（土井權大君外一名提出）（委員長報告）

第二十一 外客の招致及待遇に關する建議案（小西和君提出）（委員長報告）

第二十二 名勝舊跡其の他著しき事歷ある樹石並特殊の植物保存及利用に關する建議案（小西和君提出）（委員長報告）

第二十三 愛媛縣今治港開港に關する建議案（河上哲太君外三名提出）（委員長報告）

第二十四 兩肥筑貫通鐵道敷設に關する建議案（川原茂輔君外二名提出）（委員長報告）

第二十五 馬匹獎勵に關する建議案（八田宗吉君外三名提出）（委員長報告）

第二十六 貴生川、加茂間輕便鐵道建設に關する建議案（井上敬之助君外二名提出）（委員長報告）

第二十七 官吏恩給法及之に關聯する諸規程の改正に關する建議案（齋藤珪次君提出）（委員長報告）

第二十八 （特別報告第百五十四號）葉煙草耕作反別に對し補償金交付の請願（委員長報告）

第二十九 （特別報告第百六十三號）航空事業國庫補助の請願（委員長報告）

第三十 （特別報告第百六十四號）大任村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第三十一 （特別報告第百六十五號）皆瀨郵便局に集配並電信事務開始の請願（委員長報告）

第三十二 （特別報告第百六十六號）濱田郵便局に電信事務開始の請願（委員長報告）

第三十三 （特別報告第百六十七號）枝幸村字音標に郵便局新設の請願（委員長報告）

第三十四 （特別報告第百六十八號）古城郡へ配達する小包郵便物遞送線路變更の請願（委員長報告）

第三十五 （特別報告第百六十九號）坂上郵便局と幸野郵便局との間に遞送開始の請願（委員長報告）

第三十六 （特別報告第百七十一號）茅沼に無集配郵便局設置の請願（委員長報告）

第三十七 （特別報告第百七十二號）東國分郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第三十八 （特別報告第百七十三號）中和郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第三十九 （特別報告第百七十四號）大崎村字大崎に郵便局設置の請願（委員長報告）

第四十 （特別報告第百七十五號）東太良郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第四十一 （特別報告第百七十六號）山崎郵便局に集配事務取扱開始の請願（委員長報告）

第四十二 （特別報告第百七十七號）木下郵便局に特設電話設置の請願（委員長報告）

第四十三 （特別報告第百七十八號）田平村に無集配郵便局設置の請願（委員長報告）

第四十四 （特別報告第百七十九號）陸折村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第四十五 （特別報告第百八十五號）鵜川村に登記所設置の請願（委員長報告）

第四十六 （特別報告第百八十六號）人錦村字清水に登記所設置の請願（委員長報告）

第四十七 （特別報告第百八十七號）日野春村に登記所設置の請願（委員長報告）

第四十八 （特別報告第百八十八號）喜連川町外二箇村を宇都宮區裁判所管轄に變更の請願（委員長報告）

第四十九 （特別報告第百八十九號）大野村大字黑野に登記所設置の請願（委員長報告）

第五十 （特別報告第百九十號）八束、川上、中和三村中に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第五十一 （特別報告第百九十一號）盲啞教育令發布の請願外一件（委員長報告）

第五十二 （特別報告第百九十二號）公立盲啞學校設置の請願外十九件（委員長報告）

第五十三 （特別報告第百九十三號）三陸沿岸鐵道敷設の請願外三件（委員長報告）

第五十四 （特別報告第百九十四號）八戸、久慈間輕便鐵道延長の請願（委員長報告）

第五十五 （特別報告第百九十五號）天鹽線速成の請願（委員長報告）

第五十六 （特別報告第百九十七號）弘前、田代間輕便鐵道速成の請願（委員長報告）

第五十七 （特別報告第百九十八號）天鹽線速成の請願（委員長報告）

○議長（大岡育造君） 諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一昨二十三日政府より提出せられたる議案左の如し

（第四號）大正八年度歲入歲出總豫算追加案

一去二十一日議員より提出せられたる議案左の如し

國有林野を地方自治體に下付の建議案

提出者 石射文五郎君 八田宗吉君
高岡唯一郎君 平島松尾君

地方金融改善に關する建議案

提出者 小山松壽君 粕谷義三君
氣賀勘重君 磯貝浩君
則元由庸君 河上哲太君
川崎克君 濱田國松君
堀川美哉君 松岡勝太郎君

癩患者の救濟に關する建議案

提出者 土屋清三郎君 伊東重君
八木逸郎君 齋藤壽雄君
齋藤紀一君 土谷全次君
秋山金也君 佃安之丞君
山根正次君 金杉英五郎君
河野徹志君 中村靜興君
大林森次郎君 我如古樂一郎君

部落改善に關する建議案

提出者 福井三郎君 望月圭介君
大竹貫一君 下岡忠治君
關和知君 高木益太郎君
西村丹治郎君 秋田清君
川崎克君 粕谷義三君
上埜安太郎君

一去二十一日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

中等學校教員待遇に關する質問主意書

提出者 有森新吉君

〔左の報告は朗讀を經ざるも參照のため茲に掲載す〕

一去二十一日官吏恩給法及之に關聯する諸規程の改正に關する建議案委員佐々木正藏君辭任に付其の補缺として高田耘平君を議長に於て選定せり

一今二十四日刑事訴訟法中改正法律案外二件委員櫻井兵五郎君辭任に付其の補闕として三木武吉君を、醫師法中改正法律案委員横田孝史君辭任に付其の補闕として行德健男君を孰れも議長に於て選定せり

一今二十四日委員長及理事互選の結果左の如し

朝鮮及臺灣の產米增殖に關する建議案外一件委員

委員長　天春文衞君
理事　赤間嘉之吉君

發電用水利權の法規制定に關する建議案委員
委員長　中倉萬次郎君
理事　石原正太郎君

狩野川改修に關する建議案委員
委員長　小泉策太郎君
理事　北井波治目君

○議長（大岡育造君）　是より會議を開きます。

○岩崎勳君　議事日程變更の緊急動議を提出致します、即ち茲に政府提出貴族院送付度量衡法中改正法律案の第一讀會の續を開き、委員長の報告を求め、次に政府提出貴族院送付醫師法中改正法律案の第一讀會の續を開き、委員長の報告を求め、其次に第四號大正八年度歳入歳出總豫算追加案を議題と爲し、委員長の報告を求め、各々其審議を進められんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ日程は變更せられました、度量衡法中改正法律案の第一讀會の續を開きます、委員長齋藤安雄君。

度量衡法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）　第一讀會の續（委員長報告）

○天春文衞君　吾々は朝鮮及臺灣の産米增殖に關する、建議案外一件の委員會を開きます、許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○福井三郎君　二時より本員受持の委員會を開きたいと思ひます、御許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○中倉萬次郎君　發電用水利權の法規制定に關する建議案の委員會を開きたいと思ひます、許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○川原茂輔君　新聞紙法改正に關する建議案の委員會を開きたいと思ひます、御許を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○渡邊祐策君　朝鮮西海岸各港と大阪、横濱間並仁川青島、上海間に定期航路開始に關する建議案の委員會を開きます、許可を願ひます

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○漆昌巖君　八丈島漁灣修築等に關する建議案の委員會を開きます、許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○佃安之丞君　小學兒童口腔衞生施設に關する建議案の委員會を開きます、許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

〔齋藤安雄君登壇〕

〔拍手起る〕

○齋藤安雄君　御報告致します、此度量衡法中改正案の要點が三つございます、其第一は近來各種の計量器即ち例へば賍量計であるとか、比重計であるとか、寒暖計であるとか云ふやうな各種の計量器の製造及使用の高は、頗る多額に上つて參つたのであります、然るに此各種の計量器の檢定及取締に關する規定と申しますものが、從來全くございませぬ爲めに、數多製造されまする所の各種の計量器の中には頗る不正確な如何はしい所のものも數多あるのであります、是は甚だ不都合でありまするが故に、此改正案に於きましては、度量衡法中に此一項を設けまして、各種の計量器の檢定をしやうと云ふのが一箇條であります、第二は此商品の取引を致します場合に、各種の商品の表面、包裝等に其容量の分量を記載致しまして、取引の便益に供すると云ふことは洵に此商取引の進展上必要なる事でありますが、是も近來餘程此表面に容量の記載すると云ふことが多く行はれることになりましたのは、商取引上洵に喜ばしい現象であるのでありますが、併ながら其多くございます中には、表面に記載して居る所の分量より其內實の即ち實際の分量が往々不足を致して、即ち之を極端に申しますれば、斯く斯くの量があると云ふことを表面に記載するにも拘らず、それに不足して居る所の容量でございますから、極端に言へば是は詐欺的行動とも申すことが出來るのであります、斯樣な事が政府の手に依つて取調べました結果に依りますと、頗る其數は多いのであります、是は此儘に放任すると云ふことは商業取引を進める上に於て甚だ不都合でありますから、之を矢張度量衡中に規定致しまして、表面に記載した分量に對して、實際の容量が不足して居る商品を出した者は、それぞれ處罰をすると云ふ事が第二の改正の要點でありますが、此趣旨に對しましても、委員會に於ては勿論異存は無かつたのでありますが、但し此點に對して二つの疑問が委員會に起つたのであります、其一つは折角此表面に分量を記載すると云ふ商業上の好習慣が起りつゝある場合に、其內容と表面との差のある物は、之を嚴罰に處すると云ふやうな法律を强行致したならば、之が爲めに折角起りつゝある所の、表面に分量を記載すると云ふ商業上の良習慣が妨げられて、即ち表面に記載しない所の商品が多くなる憂は無いのであらうか、是が一つの疑問でありましたが、是に對する政府の意見は、一寸左樣な心配も起る譯でありますが、併し次第に此商業上の習慣も改善せらるゝと云ふ傾向から考へますれば、若し表面に分量の記載してある所の商品と、之を記載せぬ所の商品と二つある場合には、需要者の方の考が、分量の記載してない物は、先づ如何はしいと云ふ推定を下すことになるのであるから、自然需要者の考の上からしても、決して左樣に心配するやうな事はあるまい、又政府としては、益々此表面に其分量を記載し、而して其の內容の分量も亦之に伴ふと云ふやうな商習慣を養ふことには、十分に力を効す積りである、斯樣な答辯でございました、もう一つは矢張此の趣旨には贊成であるけれども、併し現在政府の取調べる所に依ると、表面の記載量と內容の量と不足を告げて居る所のものは、殆ど從來の習慣的の有樣になつて居つて、左樣に罪惡を含んで居るものではないと云ふやうな習慣的の感じからして、測らざる間に此改正度量衡法の處罰を受ける者が餘程多きに上るやうなことがありはしまいか、それ故に此改正案が法律となつて實行される場合に於いては、之れを實際に處罰を行ふと云ふ際には餘程の注意を拂つて實際に執行を行はぬ場合に於ては、商業取引上に、意外なる困難を生ずる憂がありはしまいかと云ふことを疑問と致したのであります、之に對しましては、政府も此法律の立案當時より頗る愼重なる考を持つて居ると云ふことでありまして、先づ此法律を實行する場合には各種の商業團體等と十分に氣脈を通じて十分表記分量に對して不足を生ずる商品は處罰をすると云ふことの趣旨を、徹底的に各商人に知らしたると云ふことに就ては、勿論最善の手段を盡すのみならず、之を實際に處罰すると云ふやうな事は、最初に於きましては、其商人の行爲が惡意に依つて、即ち故意に此表記量に對して內容を減じたと云ふやうな、惡意に依つて生じた所の行動を認めて、始めて之れに刑罰を科すると云ふやうな先づ大體方針で、其點に就ては十分に注意を拂ふ積りであると云ふことを明言されたのであります、第三の點は度量衡に類似して居る物を用ゐて、度量衡と同一の分量の計算に用ゐた例があるのでありますが、是も現行の度量衡法に禁じてありませぬ爲めに、之を制裁する途が無いので、此類似度量衡に關する規定を設けまして、度量衡に非さる物を以て、計量の用に供することを禁ずると云ふ條項を設けたのであります、是が第三點であります、斯樣な趣旨でありまして、其改正の趣旨は、何れも時勢に適當なるものと考へましたので、前申上げましたやうな點に、十分の注意を加へることを政府に注意を與へました上に、委員會は全會一致を以て、原案即ち貴族院の修正案を可決致しました次第であります、此段御報告を致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否やに就て御諮り致します。

〔「二讀會を開くに異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ二讀會を開くに決します。

○岩崎勳君　直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ直ち二讀會を開きます。

度量衡法中改正法律案（政府提出貴族院送付）　第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ三讀會を省略して、可決確定したることを宣告致します。

○小林源藏君　朝鮮輕便鐵道補助法案の委員會を開きたいと思ひます御許を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○小林源藏君　委員諸君の御參集を願ひます。

○議長（大岡育造君）　醫師法中改正法律案の第一讀會の續を開きます、委員長八木逸郎君。

醫師法中改正法律案（政府提出貴族院送付）

第一讀會の續(委員長報告)

〔八木逸郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○八木逸郎君　醫師法中一部改正法律案は、委員會に本院から提出されたのと、政府から提出されたのと、二つの委託を受けたのでございますが、政府提出案に就て二回討論をして審議を致しました結果、其政府提出案に就て貴族院は或る部分を修正致して居りますが、其修正を委員會に於て認めまして、貴族院回付案に對して、滿場一致を以て可決致しましたのであります、其修正致しました箇條は第九條の三で「前二條ニ掲クル會員ノ外郡市區醫師會又ハ道府縣醫師會ノ會員ト爲ルコトヲ得ル者ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」是で醫師會以外のものを、勅令を以て五分の一以內の數を特別會員とすることを得と云ふ政府の案でありましたのを、貴族院で修正されたのでございまして、此修正は委員會では尤として贊成をした譯であります、而して本案の政府から出された所の骨子は、醫師會を強制すると云ふこと、それと醫師會を法人とすると云ふこと、此二點であります而して是等に向つては、委員會で何等苦情はありませず、悉く贊成でありましたが、例へば東京の如き大阪の如き、京都の如き、市の外にまだ下級機關―區がありますが、玆に區醫師會を設立し、其區醫師會を又法人と認めると云ふことが、本案に無いのであります、其點に向つて政府の辯明を求めました所が、政府は矢張區醫師會を認め、若くは區醫師會を市醫師會の支部とすることも認める、而して區醫師會を法人とすることも認める、而して其點は勅令で記載する積りであると云ふ辯明を得たのであります、更に監督官廳が醫師會の行動に對して不當な處分を致しましたときに、訴願をすると云ふことをし得るか否や、するのならば此法律に記載してないのはどう云ふ譯であるか、斯う云ふ事に就て政府の辯明を求めましたが、政府は是も相當であるから、勅令に規定すると云ふことを言明したのであります、それから醫師の行政處分を、地方長官が內務大臣に求める場合に於きまして、親告罪に屬する部分は地方長官が所屬醫師會の意見を徵して其意見と並び署して、然る後に內務大臣に行政處分を求めると云ふことが醫師界の社會の希望であるが、政府は之に對して如何なる考を持つて居るか、斯う云ふ辯明を求めました所が、政府も尤もであるし、無論是は勅令の中で規定する、斯う云ふ辯明を致しましたので、本案は貴族院の修正案の通り、委員會は滿場一致で可決致しました、此段御報告致します(拍手起る)

○議長(大岡育造君)　本案の二讀會を開くや否やに就て御諮り致します。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議無ければ二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君　直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議無ければ直ちに二讀會を開きます。

醫師法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)　第二讀會(確定議)

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議が無ければ三讀會を省略して、可決確定したることを宣告致します(拍手起る)　第四號大正八年度歲入歲出總豫算追加案を議題と致します、齋藤委員長の報告を求めます。

(第四號)大正八年度歲入歲出總豫算追加案

〔齋藤珪次君登壇〕

〔拍手起る〕

○齋藤珪次君　第四號大正八年度歲入歲出總豫算追加案に對する、委員會の經過結果を御報告致します本豫算は歲入歲出共に二十五萬九千餘圓でありまして、歲出を要する所以は、彼の貴族院に於て提出されました史蹟名勝天然紀念物保存に關する法律案が本院に於ても通過を致して、之が制定さるべき都合でありますので、之を施行するに付ての經費が計上されました、唯今又玆に御報告された度量衡の改正に伴ふ準備費を二十餘萬圓計上されました、孰れも法律の結果として、必要缺くべからざるものであるのでございます、委員會に於ては二三質問もございましたが、政府のそれ〳〵說明を聽きましてございますが、一の異論なく總て原案通り可決致しました、此段御報告致します、續いて御參考までに申しますが、本案を以て大正八年度一般會計は全く打切と云ふことに――一般でない、總ての豫算は打切と云ふことに政府も申して居りまして、詰まりそれに依つて見ますると、大正八年度歲入歲出一般通常豫算總計額と云ふものが、十億六千四百四十九萬三百四十圓と云ふ額になりました、實に近來罕に覩るの大豫算と云ふことの結果になります、此段御參考までに御報告致します(拍手起る)

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、即時可決せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　委員長報告通り御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議無ければ委員長報告通りに決しました――日程第一、竹林の病害研究に關する建議案を議題と致します、提出者川崎安之助君

第一　竹林の病害研究に關する建議案(川崎安之助君外一名提出)

竹林の病害研究に關する建議

竹の用途は甚た廣汎にして其の生產額も亦巨大なり然るに輓近種々の病害蔓延し生產の減退を來すこと尠からす依て政府は之か研究を遂け以て其の病害を除かれむことを望む

右建議す

〔川崎安之助君登壇〕

〔拍手起る〕

○川崎安之助君　竹と云ふ植物は、日本及支那の特有產物であります、而して其產額も私の取調べる所に依れば、全國に於て殆ど一千五六百萬圓の價格が出るやうに思ひます、殊に大正元年度に於ては、二百二十八萬圓と云ふ輸出を致して居ります、又大正六年の船腹の少い時に於ても百六十五萬圓と云ふ輸出を致して居ります、而して其使途は近來餘程色々な物に使うて鐵の代用にして居ります、即ち太い竹は鐵管の代用にし又近頃建築に鐵筋「コンクリート」が大に流行る、其鐵筋の代りに竹筋を用ゐると云ふ說を立てゝ居る所の學者があります、斯樣に需要が增加して來るにも拘らず、玆に憂ふべき一種の病が十數年來起つて居るのであります、總て昔から竹の記錄を見ますると、竹は百年乃至百二十年に自然に枯れると云ふことが書いてございます所が是れが五六十年目に、必ず一巡廻つて枯れる時期が來るやうであります、それは百年若くは百二十年で枯れるものが一部分の者は殘り、一部分のものは先に五六十年で枯れた、斯う云ふことになつて來て居るから、近頃先に殘つたところのものが枯れべき時期になつて居つて既に其の徵候は歴然として到る處に現れて居るのであります、尚ほもう一つ恐るべきところの病氣は、普通の自然枯と云ふ外に、蔓自然枯と云ふ新しい病が起つて來たのであります、是れは十數年來竹の葉が落ちて、枝が蔓の如く枯れて來る、是れは全國到る處の藪に既に生して居るやうであります此の病に罹りますると、生產額が減るのみならず、追々其太い者が細くなつて來て、餘程收穫も減つて來るのであります全體先程申しました如く竹と云ふものは西洋に無い、東洋の植物であるから、農學者とか或は林學者でも、竹の研究をして居る人が大變少いのであります、唯々我國に於ては、岐阜縣に坪井伊助と云ふ篤志家がありまして、四五十年竹の研究をされて居りますけれども、是は學理的にされて居るのでなく、唯々自分の實驗上よりされたのであつて、今日殆ど二千萬に垂んとする產額を生ずる竹に就て、一も學理的研究をしないと云ふのは、實に國家の爲めに大なる損害であらうと思ひます、政府は大正八年度の豫算に於て、一萬五千圓の金を以て竹林增殖を奬勵すると聲明して居ります、併ながら此病根を究めずして無暗に此增殖を圖つた所が、丁度結核患者に結婚を強ゆるものであつて、徒らに病氣に罹つた所の竹を殖すのみで、實用に間に合はないことにならうと思ひます、故に之に完全なる學理上の研究所を設けて、さうして益々此竹を栽培したいと云ふのが、是が本案の提出の要旨であります、どうか審査の上可決あらんことを希望致します。

○岩崎勳君　本案は工業原料植物研究所設置に關する委員に、併せて付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議が無ければ動議の如く決しました――日程第二第三は提出者同一なるに依り、一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議が無ければ一括議題と致します、提出者內藤傳祿君。

第二　產業組合法中改正に關する建議案(內藤傳祿君外一名提出)

產業組合法中改正に關する建議

現行法に於ては産業組合聯合會か更に産業組合聯合會を設立することを得す之か爲聯合會の活動力伸長せす延て産業組合の効果充分ならさるの憾あるを以て速に法の改正あらむことを望む

右建議す

第三　農業倉庫業法中改正に關する建議案

（内藤傳祿君外一名提出）

農業倉庫業法中改正に關する建議

農業倉庫業經營の主體として産業組合を認められたるは農業倉庫の普及發達上至大の便益を得るも然も産業組合の區域外尚一郡若は夫れ以上の地域を以て農業倉庫業を經營するを便とするもの尠からさるは該法實施の情況に徵して明なり依て産業組合聯合會にも斯業の經營を爲し得へく法の改正あらむことを望む

右建議す

〔内藤傳祿君登壇〕

〔拍手起る〕

○内藤傳祿君　本案を提出致しました理由を簡單に述べます、第一産業組合法中改正に關する建議案に就きまして一言申上げまするが、現行法に於きましては、信用組合聯合會に、他の産業組合聯合會が加入すると云ふことは認められて居るのでありまするが、産業組合聯合會が、更に團結して一の産業組合聯合會を組織すると云ふことは、遺憾ながら未だ認められて居らないのであります、然るに現今の狀態に於きましては、此法が認められて居ない爲めに、却て産業組合聯合會の活動力を殺ぎ、延ては産業組合の發展を阻害して居ると云ふ感じを懷いたのであります、現今我國に於きまして、社會政策として唯一の此産業組合法に不備の點があると云ふことは、最も遺憾に堪へない爲めに本案を提出して速に改正あらんことを希望した次第であります、次に農業倉庫業法中改正に關する建議案でありまするが、是亦現行法に於きましては、農業倉庫業經營者として、其主體として、産業組合或は町村農會と云ふものが指されてありまするのは、甚だ結構でございまするが、奈何せん目今の狀態に於きましては、産業組合はまだ基礎極めて薄弱、加ふるに區域が狹小なる爲めに、多大なる建設費を投じて之を經營すると云ふことは、甚だ困難なる狀態であります、之を一郡或は其以上の區域の下に設立せられて居る所の、産業組合聯合會を以て經營せしめたならば、始めて目的を達し得るだらうと思ふのであります、既に此法が發布せられて以來、各府縣に於ては競うて奬勵しつゝあるのでありまするけれども、其實績が甚だ擧らない、奬勵費も餘りつゝあると云ふ理由は、一に此に存するのだらうと本員は感じた次第であります、仍て本案を提出致しましたが、兩案共今日の時勢に適應して居る所の、最も急務なるものと思ひまするから、宜しく御審議の上、御賛成あらんことを希望致します（拍手起る）

○岩崎勳君　日程第二第三を一括して、農工銀行補助法第七條の實施に關する建議案外二件の委員に、併せて付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ動議の如く決しました――日程第四、本邦基礎工業の保護に關する建議案、提出者田中隆三君。

第四　本邦基礎工業の保護に關する建議案

（田中隆三君外一名提出）

本邦基礎工業の保護に關する建議

本邦の基礎工業に屬するものにして戰時の影響を享け漸次顯著なる發達を爲し稍自給の域に達せむとするに際し昨秋戰局の終焉に伴ひ俄に市價の暴落に逢ひ殊に意外に低廉なる外國品の襲來を蒙り殆と其の經營に堪へす之を自然の推移に放任せむか續々衰滅の非運に陷り延て一般經濟界に混亂を惹起し收拾すへからさるに至るなきやを保せす政府は速に之か實際の情況に關して公平なる調査を遂け之に對して直に適當なる施設を爲すの必要なるを認む

右建議す

〔田中隆三君登壇〕

〔拍手起る〕

○田中隆三君　私共より提出致しました、本邦基礎工業の保護に關する建議案と申しまするのは、御承知の通り歐羅巴の大戰爭が、我國の工業に種々の影響を及ぼして居りまするこことは勿論でありまするが、其影響の中に最も慶ぶべき影響の一つとして、國家の獨立自營に最も必要なる産業の、非常に著しく進歩したる事であります、殊に多年技術上非常に困難なる事として、技術者が躊躇した手を染めることの出來ないのは勿論、又經濟上の點から觀察しましてどうしても算盤勘定が引合はないと云ふやうな事であつてから、資本家が皆之に投資することを肯じない、國家の獨立自營に最も必要なる工業であると云ふことは、百も二百も承知でありまするけれども今申上げまするやうに、或は技術上困難である、或は經濟上困難であると云ふことで、一向之に手を染める者が無かつた、其大事な仕事が偶々此歐羅巴大戰の影響として、我國に續々として芽を出して來たと云ふことは洵に慶ぶべき現象である、何人も其現象に就ては非常なる慶を以て迎へた譯でありました所が漸くにして其仕事が芽を出して是から伸びやうと云ふ際に、まだ其根柢が固まらない、基礎の脆弱である此時此際に於て、突然此平和と云ふ聲に伴れて、是等生産品が暴落に暴落を重ねる、其聲に驚いて非常に理由なき暴落を重ねましたのみならず、又他の方面に於ては、事實でありや否やは私共もまだ多少斷言することは出來ませぬけれども、或は政府筋、或は相當商賣人、色々見込を立てゝ蓄積して居つた所の其材料が、いつ何時にも此市場に殺到し來ると云ふ氣勢が示されてある、無論是は事實でございませう、唯々其事實として現れ來る程度はどの邊に至るものでありやは、容易に判斷は出來ませぬけれども、兎も角も皆な――殊に此一般工業の爲めにも必要でありまするけれども、殊に此戰爭等の爲めにも必要なる原料でありまするからして、各國政府共有ゆる力を盡して、此材料を蓄積したと云ふ事實がある、是は誰が想むとなると云ふと、皆な何かの手を經て、之を市場に吐出して來ると云ふことになつて居りまするから、其樣子に壓迫せられて、此市場と云ふものは、急轉直下暴落を重ねると云ふことは是は已むを得ぬ、兎も角も此暴落に暴落を重ねて非常な慘憺たる有樣になると云ふことは事實であります、殊に其仕事の中の最も聲の八釜しいのは、或は鐵でありまするとか、或は染料でありますとか、或は亞鉛でありまするとか、或は曹達でありまするとか、種々雜多の物がございます、さうして其等の受けた影響、蒙つて居ります所の其悲慘なる有樣は大同小異皆な同じ事であります、是は政府として、如何やうにか何等かの方法を以て此一時の急場を救濟すべき途を講ずるのは、當然の處置であらうと私共は思ふのであります、然るに政府の仕事と云ふものは洵に結構な事でありますけれども、御用心に御用心が重なつて、御話では能く分りますけれども、考慮を要して居られる（「ひや〱」と呼ふ者あり）熟慮して居られると云ふ事が、どうも其時間が長く掛つて困る、今大暴風雨が起つて、此暴風雨の爲めに、折角育ち掛つた所の樹木が倒れんとする場合、其樹木が折れんとする場合に、一體此暴風雨の速力は何米突あるとか、何米突の暴風雨に對抗するのには、何寸角を何て突張棒としなければならぬとか、どれだけの直徑の丸太を持つて行つて、之に充行はなければならぬと云ふやうな事を言つて、色々調査に其時間を費して居られる、さうして居る間にもう其木は倒してしまう、折れてしまう、調査は結構でありますが、調査に時間を費して居りますと云ふと其本幹の樹木、而も基礎のまだ確立しない所の、此國家の獨立自營に最も必要なる所の産業と云ふものは、根こそぎ破壞されてしまうのである、而して其結果はどうか、獨り其折角伸び掛つた所の事業が、此に於て根柢から崩されるのみならず、其結果は延て一般の産業界に容易ならぬ影響を及ぼすだらうと私共思ふのであります、産業界は幸に平穩に順調に今や發達し來りつゝあるのである、それに此一角に此基礎工業の如きものに打擊が起りますと云ふと――段々吾々の取調べます所に依りますと云ふと、鐵のみに投資せられた其資本でも、最近に於て既に五六億圓にも達して居ると云ふことであります、一般の基礎工業に關するものゝ投資額が、十億以上には確に達して居るでありませう、此資本の上に唯今申上げますやうな恐慌が起りましたならば、延て一般産業の上に容易ならざる關係を及ぼすと云ふことは是は明白な事であると思ふ、どうしても此際速に何等かの方法を立てゝ以て、其救濟策を講じなければならぬものと私共は信じて居るのであります、唯々之に就て一言辯明を致して置きたいと思ひまする事は、兎角大體論として、私共の說には皆樣が御賛成下さるやうでありますが、蔭言が往々ある、それは鐵を首め今日救濟を叫んで居る所の仕事は、先達までは非常な暴利を得て、所謂世間で謂ふ何とか成金と云ふやうな事で、世間をして散々羨ましがらせる程旨い事をして居つた、それが今度平和の聲と共に暴落した、さうして非常に困難に陷つたと云ふことで、直ちに悲鳴を揚げ救濟を求めると云ふことは、

餘りに蟲が好過ぎる、勝手放題である、あんな者に構ふに及ばぬと云ふやうなことが、往々にして聞ゆるのであります、是れは或意味に於て、之れに當嵌る如き人も或はあるかも知れぬ、併しながら實際の實情を能く調査致して見ますると云ふと、其の非難は當らぬのであります、それはどう云ふことであるかと云ふと、其の所謂儲けたとか、大層利益があると云ふことに實際携つて居る人は、其の儲けた利益の何十倍も、より以上埋て自分の懷から、更にそれ以上の資本を投じて、此の事業の擴張創設に投資して居るのであります、唯今申上げます通り、既に鐵ばかりでも五億六億以上、一寸した調でもさう云ふ資本額がある、儲けた金はと云ふと、其の何十分の一にも足らぬのであります、儲けたと云ふよりは、儲けたものより以上により多く資本として、國家の爲めに斯う云ふ必要な産業の發達を圖りつゝある此の際に於いて、前申げますやうな窮狀に陷つたのでありますから、どうしても是は何か相當な方法を以て救濟をしてやらなければならぬと私は思ふ、それから又今一つは、之を救濟する相當の保護をすると云ふときには、其半面には必ず其物の價格を釣上げると云ふ結果を來す、是は多くの場合に於てさうでありませう、さうすると之を需要する人が迷惑をする是も其通りであります、一般の需要者に出來得る限り賤い材料を供給すると云ふことは、産業奬勵の爲めに必要なる事であるからして、所謂保護政策を執つて其生産品の價格を釣上げるやうな事は、主義として宜しくないと云ふやうな論を唱へらるゝ方もある、是も洵に御尤な議論でありまして、決して間違つて居るとは私共申しませぬが、併ながら世の中の實際の活世界活舞臺と云ふものは、教場の机の上で議義をするやうな事とは違ふ、世界を一つの政府の下に纒めて洵に無事平穩、何も無くして將來に行渡つて行くと云ふ見込が立つたならば兎も角も、然らずして各國各々獨立の旗を振つて、其國の産業の爲めには、有ゆる手段を盡して之を保護奬勵すると云ふ今日の有樣に於ては、さう云ふ論をする時機は未だ到來して居らない、現に諸君も御承知の通り、此戰爭中に於ても、造船其他機械、種々な關係に於て鐵が入用だと云ふても、澤山な鐵を産出する所の國々が、日本に一つも之を送つて吳れませぬ、如何なる手を盡しても、如何に哀訴嘆願してもそれを送つて吳れませぬ、加之日本から或る品物を賣つてやつても代金も拂はない、金貨の輸出を差止める、一方の法令で以つて、賣つた物の代價も拂はないと云ふやうなのが今日の世の中の實際である、でありまするが故に、國家の獨立自衞に最も必要なる産業の如きは、伸び得る見込があるならば、如何なる保護手段を盡しても、如何なる奬勵の方法を執つても、之れを平時に於いて引立てゝさうして發達せしめて、如何なる出來事が起つても、其の國の獨立自衞に聊かの缺點をも認めないと云ふやうなことにするには吾々平素から大に注意しなければならぬ事と考へて居ります、此意味に於て本建議案が提出せられた譯であります、而して其如何なる方法を執つて、如何なる施設に依つて、此保護奬勵の途を盡すかと云ふ事に就ては、色々方法もありませう、吾々としては多少考へて居る事もありまするけれども、惟ふに政府に於ても、既に其點に就ては御著眼になつて、種種の方法を案出せられて居ることゝ私は確信する、唯々奈何せん其調査とか何とか云ふ事が、如何にも長い時日を要せられて、速に其結果を見ることを得ざることを遺憾とするが故に、本建議案を今日既に會期の切迫して居る際に於て、提出するの已むを得ざるに至つた次第であります、何れ數字上に亘つた事や何かは、吾々の調査した限りは委員會に於て又說明を申上げることに致します、どうぞ御賛成を願ひます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ動議の如く決します——日程第五、小松島港改良修築に關する建議案を議題と致します——提出者原田佐之治君。

第五　小松島港改良修築に關する建議案

（原田佐之治君外一名提出）

小松島港改良修築に關する建議

德島縣下小松島港に於ける鐵道院線船車聯絡に依る旅客貨物輓近著しく增加するを以て政府は宜しく先つ鐵道院小松島驛船車聯絡に必要なる設備を整へ而して四國本土間運輸交通の發展に應する爲政府は大に進むて本港の規模を擴張し速に其設備を完築するの調査を遂け國費支辨に依り相當なる改良修築の施設を爲し以て四國東門の要港たるに至らしめむことを望む

右建議す

〔原田佐之治君登壇〕

〔拍手起る〕

○原田佐之治君　私は小松島港改良修築に關する建議案の提出の理由を申述べます、德島縣下小松島港は、四國沿岸中有數の良港灣であります、而して我が四國に於ける交通は、港灣の整備と云ふことが最も必要であります、然るに今日まで四國の港灣に對しては、政府の施設せられるものを見ないのは、常に遺憾とする所であります、近時四國に於ける産業は益々開發されまして、此交通を要すること最も痛切になつて居るのであります、四國の交通は內鐵道を普及し、外港灣を整理して、本土との連絡を圖るに在ること、最も切要なものがあります、殊に小松島港は、西九州は大分、宮崎、鹿兒島、是等の方面と、高知縣須崎に連結し、高知縣須崎よりは、將に大正八年度より鐵道敷設に著手せられる四國縱貫鐵道に依りまして、我が小松島港に通ずるのであります、小松島港は御承知の大阪、神戶に最も近い地點であります、之に依つて本土殊に關西の商業の中心たる大阪、神戶と結著付ける上に於て、四國港灣中最も交通上必要なる港であります、而して此港灣に對しましては、明治四十五年に縣營を以て現今此設備を整へることを計つて居ります、然れども此港灣の領する區域は、當に德島一縣のみならず、南四國は申すに及ばず、西九州の東南部方面、又本土に於ては、神戶、大阪は勿論、岡山、廣島、東の方面に當りまして、和歌山、名古屋、靜岡縣の清水港に至る海運を連絡すべき港でありますが故に、此利用區域の上から致しまして、一縣の力、即ち一縣の經濟上堪へ得ないのみならず、其利益の及ぶ所、利用の及ぶ所、斯の如く廣い方面に及ぶが故に、今後國費を以て之を改修することの調査を遂げられ、而して適當の時期に於て、政府は國費支辨に依つて此改良修築の計を立てられんことを希望するのであります、而して現今に於ける港の狀況は、政府の院線鐵道に依りまして、南四國の旅客を神戶、大阪に吞吐する上に於て、近年旅客に於ては每年三割餘逐次增加して居ります、貨物に於きましては、一年に殆ど倍額づゝの增加を來して居る、然るに鐵道院小松島驛の設備に於て、未だ備はざるものがありますが故に、此船車連絡に於て、設備に相當の改善を加へ、或は上屋を建設する、或は其他船車連絡に必要なる設備を整へまして、現今に於ける旅客貨物の多數の連絡に、其敏活を圖るの要があらうと思ひます、此點は政府におきましては、先づ以て速に此設備を整へることを必要と私共は信ずるのであります、而して其經費は僅に一萬五千有餘圓を以て爲し得るのでありますが故に、幸に兩院を通過して居る鐵道の本豫算に依つて、此工事は大正八年度に於て爲し得ることと私共は信ずるのでありますが故に、此點は政府に於ても相當の考慮を加へて、此海運の敏活を計られんことを望むのであります、何卒相當の審議を盡されまして、深厚なる御同情に依り、本會の協贊を得まして、以て政府の考慮を促し、本建議案の目的を實現することを切に希望する次第であります（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は愛媛縣今治港開港に關する建議案の委員に、併せて付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ動議の如く決しました——日程第六、延松鐵道速成に關する建議案を議題と致します——長峰與一君。

第六　延松鐵道速成に關する建議案（長峰與一君外三名提出）（委員長報告）

〔長峰與一君登壇〕

〔拍手起る〕

○長峰與一君　本鐵道に關する委員會は、愼重に審議致しまして、且つ政府委員の出席を求めました、政府委員の言明する所に依りますれば、本鐵道は五州の橫斷線でありまして、且つ鐵道網の一部でありますが故に、財政の按排を圖り、速に實測建設に著手すべきものであることを認めると云ふ言明がありました、委員會に於ては、滿場一致を以て可決になつた次第でございます、以上報告致します。

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、可決せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　委員長報告通り御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 可決したることを宣告致します――日程第七、山口縣德山港を特別輸出入港と爲すの建議案を議題と致します――委員長坪田十郎君

第七 山口縣德山港を特別輸出入港と爲すの建議案(渡邊祐策君提出)(委員長報告)

〔坪田十郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○坪田十郎君 本案に對しまして、委員會の經過及結果を御報告申上げます、委員會を重ねますことが二回提出者の說明も求め、且つ政府當局者に質問應答致しまして、愼重に審議の上全會一致を以て可決致しましたのでございます、今其大要を申上げますが、德山港は水深は五尋以上二十尋許りあります、港內は殊に廣く、又開港致しますのにも格別の人工を加ふる必要は無いのでございます、周圍は連山山嶽等の關係に依りまして、更に波も起らず、潮流も最も穩に、干滿の差も極く少いのでございます、大正六年中海軍燃料廠所等の關係等は別に致しまして、商船の出入が三百六十餘艘あるのであります、又貨物の輸出入が七十萬噸に垂んとして居ります、目下陸上德山町は、事業も益々勃興致して居ります、隨て商業も愈々繁榮を來たして居るのでございます、陸上の交通運搬等に付きましては、十分完備致して居ります、右の次第に依りまして、委員會は最も開港を必要と認めましたのでございます、どうぞ御贊成の程を願ひます(拍手起る)

○岩崎勳君 本案は委員長報告通り可決せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なきに依り、委員長報告の通り可決したることを宣告致します、日程第八圓山川改修に關する建議案を議題と致します、委員長、齋藤珪次君。

第八 圓山川改修に關する建議案(齋藤珪次君外一名提出)(委員長報告)

○齋藤珪次君 極く簡單でございますから、是より申上げます。

○議長(大岡育造君) 許可致します。

○齋藤珪次君 圓山川の改修工事は、政府も其必要を夙に認められて居りまして、調査を進行して居る際、恰も昨年九月の大洪水に際しまして、其洪水量を知ることを得たので更に本年夏季に至つて低水量調査を測量することが出來ますれば、是に於て水量調査が終了致しまする故に大正九年度より改修工事に著手することが出來ると申します、而して是れは地方と國費で分擔すると云ふ政府の意思でありまして、地方負擔の費用の關係上からして、全川を一時に著手すること能はざれば、豐岡町より下渡を第一期としそれより上流を第二期とし、即ち第二期に分割して、先以て豐岡町より以下に著手することを妨ないと云ふことを明言致して居ります、即ち政府は、本川の改修工事を最も必要と認めて居るのでございます、故に委員會は全會一致を以て、本建議案を可決致しました、此段御報告を致します(拍手起る)

○岩崎勳君 本案は委員長報告の通り、可決せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なきに依り、委員長報告の通り可決致します、日程第九、第十、第十一は同一委員に付託したる議案なるに依り、一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ一括議題と致します、委員長廣瀨鎭之君。

第九 水產講習所內に淡水科特設に關する建議案(西川太治郎君外五名提出)(委員長報告)

第十 水產業統一機關設置に關する建議案(唐端淸太郎君外二名提出)(委員長報告)

第十一 水產銀行設立に關する建議案(鵜澤宇八君外二名提出)(委員長報告)

〔廣瀨鎭之君登壇〕

〔拍手起る〕

○廣瀨鎭之君 水產講習所內に淡水科特設に關する建議案、水產業統一機關設置に關する建議案、水產銀行設立に關する建議案、此三案を一括致しまして委員會を開きましたこと前後六回でございます、其間應答質疑を盡しまして、第一の水產講習所內に淡水科特設に關する建議案は、希望を附して可決を致しましたのであります、其希望條件は、中央に水產研究所を設け、調査と水產の二部を置き、魚介の習性、漁場の調査、販賣の調査、海洋の調査、又此試驗部に於きましては、漁撈、製造、養殖の試驗を爲さしむると云ふこと、尙ほ獨り淡水科に限りませず鹹水の方面に於きましても、前申しました通りの調査試驗を行はしめ、さうして必要の有る場處には、適當の處に出張所を設けて其事に當らしむると云ふことにしたいと云ふ希望の條件の下に、第一の水產講習所內に淡水科特設に關する建議案は、可決せられましたのであります、次に水產業統一機關設置に關する建議案、是は農會法に準據致しまして組織せらるゝやうにと云ふ希望の下に、是も滿場一致可決致しましてございます、次に水產銀行設立に關する建議案、是は政府委員大藏當局にも色々質疑を致しましたのであります――ありますが、大藏當局は既に此農工銀行、勸業銀行等に對して、水產に關する事業の爲めに融通を與ふることが必要であると云ふ所からして、其銀行法の條項を改正してさうして多少融通を付けて居るのである、其額は約三百萬圓位に上つて居る、故に特殊の水產銀行を設立すると云ふことは、時機に於てまだ相當であると認めないと云ふ政府の答であります、是に於て古川淸君の說に依りまして、斯う云ふ希望を附して否決致しましたのであります、今日財界の狀況は、水產銀行を設立すべき時に非ずと認むるを以て、大藏農商務當局は現行法規の下に在る特殊銀行をして、一層水產業に對する金融を容易ならしむるやう考慮努力を希望する、斯う云ふ希望を附して、此案は否決致しましたのであります、以上申上げました通りの次第であります、何卒御審議あらんことを望みます(拍手起る)

○鵜澤宇八君 議長――議長。

○議長(大岡育造君) 鵜澤君。

〔鵜澤宇八君登壇〕

〔拍手起る〕

○鵜澤宇八君 私は唯今委員長の報告中に於きまして、第九、第十の報告に賛成する者でありますが、第十一の水產銀行設立に關する建議案に對しまして反對の意見を表示する者でございまする、此水產銀行は、獨り水產業者の利害休戚に關するばかりではございませぬで、國民七千萬人の榮養上に關しまする所の重大なる問題であります、此意義ある重大問題を、政友會が一朝にして否決し去らんとしまする ことは、私の夢想だにもなく、寧ろ不可解に苦しむのでございます、諸君、御承知の通り本案は、吾々各派を通じまする多數議員を以て網羅してあります所の水產同志俱樂部、此同志俱樂部の過般の精養軒の總會の席上に於て、滿場一致を以て決議致しました所の案件でありまする、此案を私共が佐々木君と唐端君とに依つて提出致しましたのでございまするが爲めに、當然即ち可決すべきものであるのにも拘らず、此否決を見んとすると云ふことは、即ち議院中に於ける諸君の中に於て說を二三にする者がありまする所の、罪に坐するのでございまする と云ふことを以て、私は甚だ遺憾に存ずる次第であります、而して此反對の要旨を聽きますのに、政府委員の答辯として、今日直ちに此水產銀行を設立すると云ふことは、稍々早い所の感がありまする と云ふ答辯に因はれて、否決せんとするに至りまして、私は其意の在る所を知るに苦むのであります、吾々議員は即ち此議場に於きまして、意義ある決議の下に、政府を督勵發憤せしめて、即ち其實行を求むべき義務あると同時に、又此事を爲すべきことが、國民に親切なる所以なりと信ずるのでございまする、又其附帶條件なるものに至りましては、無きに勝るのでありませう、併ながら此銀行と漁業との中間には一の城壁が設けてあるのでございます、即ち擔保の一項を削除するに非ざれば、如何に政府が努力するとしても、其改良を求むるに非ざれば、其目的を達することは出來ぬのでありまする、即ち恒一重の鐵壁がありまするのでありまするから、恰も漁場に通ずる所の障害物でありまして、魚が其網に入ることが出來ないのと同じ事である、所謂閘は開くけれども、親子の面會は出來ない、甚だ無慈悲なる所の條文であるのであります、此條文を議會と云ふ最も強き力に依つて撤廢させなければ、此漁業者の立つ瀨はないと云ふことに歸著するのでございます、斯く申しますると、政府委員は、漁場にも貸付が出來るのである、唯々此場合に於て擔保として取ることが出來る、即ち「得」とございます所の一字があるだけで即ち「得」と云ふ一字は取らずとも貸せるものであるから、差支ないと云ふのであります、諸君、凡の銀行が擔保を取り得るのに拘らず、取らずに貸付けまして、若も取れなかつたならば、其重役が何と株主に申譯が立ちませうか、恐らくは即ち其擔保を取らず

に貸付をすることが、出來るものではないのである、況や一般の國民には、今日水産業は本物なりとして、危い場なりとして居ります、此場合に於て、銀行が即ち此條項ある以上に於きましては、此條項を楯にして融資を拒むと云ふことは、當然の結果になるのであります、若しも日本興業銀行が、彼の鑛山業者に鑛山を擔保に金を貸付けるか、更に又有價證券、若くは不動産を提供せよと云ひましたならば恐らくは其融通を得ることが出來なかつたのである、即ち鑛山業の今日に至ることは、私は望み得なかつたのであらうと思ふのであります、之を思ひ彼を思ひますれば、水産家を保護獎勵致しますに於きましては必然として水産銀行の起るべきことを、望まなければならぬことになるのであります、諸君、翻つて今日内外の形勢を見ますればどうでありませうか、彼の貿易の如きものは、歐洲の戰爭中に、幸か不幸かは姑く措きまして、常に輸出超過を示しつゝ來つたのであります、然るに戰爭が終りまして、半歳に至らざるの今日に於きまする狀勢はどうでありませうか傳ふる所報ずる所の貿易は、何時も輸入超過のみを報じて居るのであります、最も最近即ち一昨々日報ずる所の電報に依りますれば、千五百十一萬五千圓と云ふ中に、少なからぬ所の巨額の輸入超過を示して居るのであります、今後益々此の有樣を呈せんとしつゝあるのであります、諸君の歐米人は化學工業の多年縕蓄せるところの智識に、更に此の度の戰爭に依つて得たるところの智識に鑑みまして、戰後に於いて、損失したるところの戰費を償はんと致しまして、最も猛烈なる經濟的の侵入を來すことであると私は思ふのであります、此場合に於きまして、我國人は、我政府は、能く果して之に對抗するの策ありや否や、私は甚だ寒心に堪へないのであります今日内に在りましては鐵道の延長、又高等學院の施設等多々ありますが、對外政策に至りましては如何なる計畫がありませうか、眞に私は憂慮に堪へぬのであります、此場合に處しまして、唯々一つ私は漁業獎勵發展あるのみであると考へるのであります、我國は遠く神代より農業と漁業とを以て立つた國柄であります、隨て國民の多數は、漁業に對する手段と方法に至りましては、他國人の企に及ぶ所でないのであります、此多數の國民の多年の經驗、又實際的智識とに鑑みまして、漁業者に十分の資本を供給致しましたならば、鬼に金棒です、必ずや其將額する所の漁獲と云ふものは、巨額に上るのであります隨て此將額に依りまして、一面には食糧の補足を致します、又一面には國民の榮養上にも必要であります、而して貿易の市場と致しましたならば、二億三億は容易なる事であると思ふのである、我國に於て唯一の重要物産たる所の生絲をも凌駕すると云ふことは、必ず出來得る事であると私は確信するのであります、然らば諸君、此方法と致しましては、即ち水産銀行を設け、以て遍く多くの漁民に融通を爲すと云ふことに歸著致しますのであります、然るに本案のやうな最も緊切なる問題を否決すると云ふやうな事は、國家の爲めに甚だ遺憾千萬でありますが故に、政友會の諸君も、又無所屬の諸君に於ても、新政會、國民黨の諸君に於ても、此事情を深く酌取りまして、若し本案を既に黨議で決したが爲めに、否決するの已むを得ざると云ふことであるならば、暫く假すに休憩を以てしても、再議の上に本案を通過即ち可決することに御贊助あらんことを、私は此に於て諸君に切に希望する次第であります、以て反對の理由と致します。

○岩崎勳君　日程第九第十は委員長報告の通り、各々可決せられんことを望みます、日程第十一、水産銀行設立に關する建議案は、折角の鵜澤君の御討論でありますが、委員長報告の如き理由の下に、委員長報告の通り、之れを否決廢棄せられんことを望みます。

〔「贊成」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　先づ第九、第十に就て決を採ります、御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無きに依り可決したることを宣告致します、第十一は贊成の諸君の起立を求めます。

〔「反對」と呼ふ者あり〕

〔「委員長報告に贊成ですか、何を贊成ですか」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長報告ではない、本案に贊成の諸君です。

起立者　少數

○議長（大岡育造君）　少數であります、否決、委員長報告通り――日程第十二、福井縣三國港築港に關する建議案を議題と致します、委員長熊谷五右衞門君。

第十二　福井縣三國港築港に關する建議案（熊谷五右衞門君外四名提出）（委員長報告）

〔熊谷五右衞門君登壇〕

〔拍手起る〕

○熊谷五右衞門君　福井縣三國港築港に關する建議案委員會の模樣を報告致します、委員會に於きましては、委員諸君の政府委員に對する熱心なる質問應答がありました、然るに政府委員は、此三國港は十四重要港の如く、國費を以て之を調査し、之を計畫すると云ふまでにはまだ至つて居ないと云ふやうな不得要領な答辯でありました、そこで委員諸君に於きましては、此三國港は九頭龍川改修以前に在つては、三國町の家屋に浸水せなんだのであつたのにも拘らず、九頭龍川を改修致して後、屢々家屋に浸水すると云ふやうなことになつて居る、是等を放任して置かれると云ふことも洵に酷である、又先般此提出の理由として私より說明致しましたる如く、伏木港の修築は、庄川改修の殘餘金を以て修築されてあるのでありまして、之に對して此三國港は、九頭龍川改修の殘餘金を以て此港内の設備を爲さすして、之を上流の日野川に持つて行き、又縣費三分の一を寄附致しまして出來て居りましたる所の工營所拂砂工事の機械、又浚渫船、之に附屬する所の曳船等を全部内務省が之を引揚げたと云ふことは、此庄川改修に對して大に不公平であり、又酷であると云ふ質問がありました、之に對しては、政府委員は答辯することが出來なかつたのであります、是に於て委員會に於きましては、本案に對しては、全會一致を以て之を可決した次第であります、爰に報告を致しまして、諸君の御贊成を願ふ次第であります。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、可決せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　委員長報告に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　可決したることを宣告致します――日程第十三は延期の申出があります、之を許可致します――日程第十四、沖繩縣に於ける「マラリヤ」豫防撲滅に關する建議案を議題と致します、委員長伊東重君。

第十四　沖繩縣に於ける「マラリヤ」豫防撲滅に關する建議案（我如古樂一郎君外四名提出）（委員長報告）

〔伊東重君登壇〕

〔拍手起る〕

○伊東重君　本案に就て前後三回委員會を開きました、今茲に其經過の大要を御報告申上げます、本案には單に沖繩縣とありますが、其實「マラリヤ」病毒の最も猖獗を極めて居る處は、八重山郡即ち八重山列島、此中に西表島及石垣島に於て其病毒が最も甚しい、是は沖繩縣に於ても四十二年より大正二年まで五箇年の間、一萬七千六百餘圓の縣費を以て、是が豫防撲滅に從事しましたが、其區域も廣く、病毒も亦頗る頭強にして、容易に其成績を見ることは出來ない、それで縣の薄弱なる力を以てしては、容易に成功の見込は立ちませぬから、政府の力を以て是が豫防撲滅をやつて貰ひたいと云ふのが、本建議案の趣旨であります、此兩島の人口は目下二萬六千有餘人でありますが明和六年即ち今を去ること百五十年程前には、三萬餘の人口があると稱せられて居つたのである、それが今日此「マラリヤ」病毒の爲めに、略々六分の一の減少を見て居ります、勿論此六分の一の減少は悉く「マラリヤ」病とは言へないが多數は「マラリヤ」病毒の爲めに減少を來して居る事實がある、隨て此方面が産を興すの資力に乏しく意氣沮喪して、石炭の採掘、森林の採伐、或は原野の開墾、製糖事業等、此島には色々有利なる幾多の事業あるに拘らず、之を其儘捨てて置くと云ふ有樣である、偶々内地より多數の人夫を引連れて來て此事業に從事した者もありますが、皆な矢張此病毒の爲めに人夫の多數が、或は病氣をし、或は死亡すると云ふやうな譯で、皆な休止するの已むなきに至つた、大正二年以來今日は唯々手を袖にして、病毒の猖獗するを傍觀して居ると云ふ有樣である、委員會に於ては愼重審議の末、此案の趣旨の在る所を必要と認め、滿場一致之を可決しました、政府委員も亦之に同意して、可及的速に技師を派遣して、實地の調査をすると云ふ言明をされた次第であります、何卒滿堂の諸君の御贊成あらんことを希望致します。

〔拍手する者あり〕

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ委員長報告の通り決しました、日程第十五、八戸、久慈間輕便鐵道速成に關する建議案を議題と致します、委員長阿部武智雄君。

第十五　八戸、久慈間輕便鐵道速成に關する建議案（鈴木錠藏君外一名提出）（委員長報告）

〔阿部武智雄君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○阿部武智雄君　八戸、久慈間輕便鐵道速成に關する建議案の、委員會の經過及結果を御報告申上げます、此の鐵道は青森縣の三戸郡の八戸町から、岩手縣九戸郡久慈町に至る間の鐵道で、里數が陸路で十六里ありまするが、大概三日間で通ずると云ふやうな極く難儀な場處になつて居ります、さうして他に海の通ひがありますけれども、御承知の太平洋の荒浪で、中々容易に往復の出來ない處になつて居ります、此頃地方の新聞で見まするに、八戸の郡長が此速成建議案の出たのを見まして、其狀況を話した一節がありますが、久慈と八戸間は、馬車一臺片道五十圓で雇はれる、往復すると百圓の馬車賃が掛る、又雪中を橇で歩きまするには、一臺三十五圓の賃金を取られると云ふことを言うて居ります、さう云ふやうな極く難儀な場處でありますけれども、而も尙ほ斯の如き高い賃金を拂つて、是非往復せなければならぬ肝要な土地になつて居るのであります、此鐵道の事に就きましては、此頃鈴木君が詳細に御說明になりましたから、私は極く簡單に申上げることに致します、此鐵道は豫算に出て居りまする通り、三十餘哩で、工事が三百七十餘萬圓で、大正九年度より十七年度に至る九箇年間に、是は通ずると云ふことになつて居ります、其年度割の如きに、大正九年度は五萬圓、十年度は十萬圓、十一年度は二十萬圓、十二年度は二十五萬圓、十三年度は二十五萬圓、十四年度は四十四萬三千圓、十五年度は七十萬圓、十六年度は八十萬圓、十七年度は八十四萬七十圓、斯の如き年度割で、斯の如き長い年數で架けることになつて居りますので、是が兎に角架ることになつて居りまして、滿足すべき所でありますけれども、過日鈴木君から之に關する色々な統計上の數字を示された通り、是非早くして貰はなければならぬ、非常な關係の有る場處でありますから、此鐵道に就きまして政府の意見も能く聽いて見ました、政府當局の申しますには、此鐵道は利益の點に至つては、鐵道純益の資本に對する割合一厘七毛、鐵道利用者の利益の資本に對する割合八分三厘三毛、資本に對する純益の割合八分五厘と云ふやうな割合になつて居るので、有望な場處と認められて居るのであります、次に此鐵道は御承知の如く一は八戸から通じまして彼の三陸沿岸線に通ずる即ち關門であります、此鐵道が出來なければ、三陸沿岸線と云ふものを造ることが出來ない形になつて居ります、順次此三陸沿岸線を造るには、先以て一方は八戸から久慈間を造り一方は一ノ關から大船渡間を造り、大船渡より、釜石と云ふやうに、物資の運搬が斯の如く來なければ此鐵道を造ることにならぬ形になつて居ります、斯う云ふ譯でありますからして、是非此鐵道を先以て早く拵へて貰はなければならないのです、久慈と大船渡間の即ち三陸沿岸線は年々――青森縣會、岩手縣會、それから宮城縣會等から、年々建議として出て居りまする三陸沿岸線と云ふ必要な此海岸線は、諸君が御承知の通り百十三哩ありますので（「簡單に願ひます」と呼ふ者あり）此頃政府委員の說明を聽きますると、建設費が約二千萬圓、それから一哩當りが約二十七萬圓と云ふやうな難工事が在るのであります、さう云ふやうな譯でありますから、先以て此鐵道を先に造りまして、而して此三陸沿岸線に及ぶやうに致したいと云ふ、是が一の關門であります、次には委員會で此政府の意見を聽いて見ました政府當局の申しますには、政府は此速成には全然同意であつて、唯々財政の都合さへ付けば、成るべく早く拵へると云ふ意見を持つて居る、年度割は斯の如く長い間に出來て居るけれども、財政の都合さへ付けば成るたけ一年でも二年でも繰上げて、早く造るやうにしたいと云ふことを言明されて居ります、次に此建議の希望としましては、此九箇年と云ふ年數を成るたけ半分――或は四年五年で造るなり又もう少し早く造るやうにして貰ひたいと云ふのが此建議の希望であります、委員會は滿場一致を以て此建議案の通り可決を致しました、どうぞ御贊成あるやうに御願致します。

〔拍手する者あり〕

○岩崎勳君　本案は、委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ可決したることを宣告致します――日程第十六、鐵道統一に關する建議案を議題と致します――委員長小林源藏君。

第十六　鐵道統一に關する建議案（柏原文太郎君外四名提出）（委員長報告）

〔小林源藏君登壇〕

○小林源藏君　鐵道統一に關する建議案の委員會の經過並に結果を御報告致します、委員會を開くこと二回、愼重に審議を重ねましたことでありますが、御承知の通り鐵道の計畫として、日本の鐵道は國有法に依る所の國有鐵道、並に地方一局部に關する鐵道で、之を稱して地方鐵道若くは輕便鐵道と申す所のもの、此二つの區別を立てて、鐵道が漸次敷設せられてあるのでありますが、此建議案の趣旨に依りますると、少しく建議案が冗漫に流れて居りますので、意義の明確でない處もあります、要するに建議案の目的は、今まで輕便鐵道となつて居る所の線路でも、國有法に依つて國有鐵道として宜しき所の線路もあるのであるからして、それを買收統一せられんことを望むと云ふ趣旨に外ならない、而して曾て國有法制定の際に於て、衆議院に於て可決したる所の線路なるものが、貴族院に於て其數を減ぜられたからして、其當時衆議院が國有たるべしと決したるものの中に就て、國有とするに最も適當としたる所の線路を、買收せられたいと云ふ趣旨でありますけれども、更に委員會に於て審議を重ねました結果、或は曾て政府が國有とすることを必要として、衆議院に議案を提出して、此衆議院が可決したる線路の中でも、今日輕便鐵道として、私立鐵道に殘して置くことも差支ない線路がありますると同時に、其後私設輕便鐵道として敷設せられた線路でも、鐵道全般の發達と同時に、國有とするに適當なる線路も亦出來て來たのでありますから、此建議案を修正致しまして、建議案の意義を明快ならしむると同時に、今申上げた趣旨に於て、此建議案を修正することを必要とすると云ふことになつたのであります、而して委員會滿場一致の決議を以て、斯の如くに修正したいと云ふことになりましたのであります「政府は私設輕便鐵道中線路の系絡上國有と爲すを必要と認むるものを速に買收統一せられんことを望む右建議す」斯の如く修正する方が適切なりと云ふことに、滿場一致を以て議決致した次第であります、右御報告を申上げます。

○岩崎勳君　本案は委員長報告通り、即ち委員會に於て修正議決の通り可決せられんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ、委員長報告通りに可決致しました――日程第十七、長崎港海陸聯絡設備に關する建議案を議題と致します――委員長則元由庸君。

第十七　長崎港海陸聯絡設備に關する建議案（則元由庸君外七名提出）（委員長報告）

〔則元由庸君登壇〕

〔拍手起る〕

○則元由庸君　長崎港海陸聯絡設備に關する建議案の、委員會に於ける顚末を御報告致します、本案の理由と致しまする所は、曩に提案の理由を說明致しまする際に詳しく申上げてありますから、今日は之れを省略することに致します、委員會は數回開きまして、政府の所見を敲きましたのでありますが、政府委員は大體本案に就ては同意を表されたのであります、其の答辯されたところに依りますれば、長崎港は十四重要港の一でありまして、屢々調査を致しましたこともあるが、近く何とか方法を講じて此の港灣の改良を爲さなければならぬと云ふことを考へて居る尙ほ吏員を派して調査に著手し、然る後に其の後の方法に就て考慮を運らすであらうと云ふことでありました、委員中より委員一致の希望と致しまして、此問題は對支對南洋に關するものでありまして、殊に對支問題に就きましては、貿易其他重大なる關係を有するのであつて、一地方一部の問題とは自ら異なるものであるから、政府に於ても既に同意を表されました以上は、相成べく事情の許す限り調査に著手せられ、且つ其後の方法に就て、速に本建議案の趣旨の實現を見るやうに御盡力を願ひたいと云ふの希望を述べまして、全會一致を以て可決致し

ました、どうか本會に於ても、滿場一致を以て御同意あらんことを望みます、右御報告致します。

○岩崎勳君　本案は、委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長報告に御異議無きに依り、確定したることを宣告致します――日程第十八東京帝國大學醫科大學藥學科擴張に關する建議案を議題と致します――委員長大林森次郎君。

第十八　東京帝國大學醫科大學藥學科擴張に關する建議案（小林源藏君外三名提出）（委員長報告）

〔大林森次郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○大林森次郎君　唯今議題となつて居りまする建議案の委員會の經過、並に結果を簡單に御報告申上げます、我國に於ける教育は、各方面に亘りまして其面目を新にし、是が進步發達を期しつゝある今日に藥學教育は多年同一の狀態に留まりまして更に世の進運に伴つて居りませぬ、即ち藥學教育機關の唯一の東京帝國大學醫科大學藥學科は、最高の學府たるにも拘らず、極めて微々たる有樣でありまして誠に驚くべき不遇の狀態で、之が內容の充實改良並に擴張は、疾くに認められて居る次第であります、教育振興に最も意を注がるゝ所の現學府に於ては、此度高等教育機關の缺陷を補ふべく、從來曾て見ざる所の大計畫を立てられましたにも拘らず、此藥學科の其恩惠に浴することの出來ませなんだのは、洵に遺憾な次第でありまして、藥學の將來を思ひ、藥業の前途を考へますると、現狀に甘んずることは出來ない、乃ち此建議案を提出されました所以でありまして、政府に於きましても、此建議の趣旨には至極同感である、次の議會までには之を容るべく誠意を以て考慮するとの言明を得まして、委員會に於ては全會一致之を可決致しました、どうか本會一致御可決あらんことを希望致します。

○岩崎勳君　本案は、委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長報告通と御異議無きに依り、可決したることを宣告致します――日程第十九、農務省新設に關する建議案を議題と致します、委員長中倉萬次郎君。

第十九　農務省新設に關する建議案（中倉萬次郎君外十名提出）（委員長報告）

〔中倉萬次郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○中倉萬次郎君　御報告致します、此案の骨子と致します所は、御承知の如く國家の進運に伴ひまして農業商業工業の事務が煩雜に赴きまして、殊に歐洲戰亂の突發以來、尙ほ甚しく廣汎に涉り煩雜を極むることになりました、就きましては、今日までの農商務省の事務の中を、官制を改正されて農務に屬する一省を設けて、農業と云はず、商工業と云はず、十分今後の政策基礎を固くして貰ひたいと云ふ意思であります、委員會を開きまして提案者より提案の理由を說明致しました、實は此問題は總理大臣の御出席を求めて、御所見を伺つて方針を決定したいと云ふことで、委員會を數日延ばして居りましたが、色々總理大臣にも差支がありまして御出席が出來ませぬので、會期が切迫致しました故に、農商務大臣に出席を求めて、委員中より詳しく提案の趣旨を述べて所見を求めたのであります、其の答辯に依りますると、此問題は未だ閣議に現れた問題でない、故に此處で如何とも明言することが出來ない、併ながら個人としては、今日農商務省の事務が、日に月に煩雜に至ると云ふことは掩ふべかざる事である、早晚是は實行に値する問題であるから、官制改正の場合に於ては、諸君の意思を貫徹するやうな時期も遠きに非ざるかと思ふと、斯う云ふ意味の答辯がありました、で質問終了の際に當りまして、井原百介君より、今の農商務大臣の答辯は洵に滿足を致すから成べく政府に於ても、急に此趣旨の實現するやうに御研究を願ひたいと云ふ希望を附して、他は一人の異議者なく滿場一致を以て可決すべきものと委員會は決定致しました、此段御報告致します。

○岩崎勳君　本案は、委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長報告に異議無きを以て報告通り可決したることを宣告致します――日程第二十、食糧政策及小作農保護に關する建議案を議題と致します、委員長飯田精一君。

第二十　食糧政策及小作農保護に關する建議案（土井權大君外一名提出）（委員長報告）

〔飯田精一君登壇〕

〔拍手起る〕

○飯田精一君　食糧政策及小作農保護に關する建議案の委員會の、經過及結果を報告致します、本建議案は二項に分れて居りまして、第一項は「政府に於て食糧政策として米麥收穫後に於ける減損防止の方法を講すへし」第二は「更に米麥收穫後に於ける減損防止獎勵及小作農轉業防止の爲、小作農保護の方法を講すへし」と云ふ二項に分れて居りますが、委員會に於ては第一項は此儘可決し、第二項は之を修正して「前項減損防止の實行の爲小作農の利益を害せさることに留意すへし」斯う云ふ事に修正可決致しました次第であります、大要其理由を申上げますが、御承知の如く此食糧問題は、目下朝野に亘る所の大問題であります、即ち積極政策として見るならば、此米麥の生產增加を圖ると云ふことが主たる目的でありますが、此積極政策に就ては、例へば林野の開墾であるとか、或は耕地整理であるとか、肥料の改良であるとか、或は蟲害の驅除であるとか、斯う云ふ事に就きましては、是まで政府に於ても周到の施設を加へて、既に本議會に於ても、政府自ら開墾助成法案其他の法律案、又議員諸君から建議案等も出て居りまして、相當此問題に就ては、攻究施設が盡されてあるのでありますが、消極問題に屬する即ち、此米麥等の消費の節約であるとか、或は代用品の獎勵であるとか云ふことに就きましては、比較的行屆いて居らぬやうであります、即ち此消極政策即ち減損防止の方法と云ふやうな事乾燥方法であるとか、或は又調製とか、或は荷作の事であるとか或は包裝の事であるとか、更に進んでは運輸保管等の問題に就きましては、比較的研究が行屆いて居らぬのでございます、而して此消極政策を十分に改良し施設しましたならば、米穀の腐敗でありますとか、或は蟲害の驅除であるとか云ふ風な事を十分に防止することが出來るのでありますが、此問題に就ての十分の設備が無い爲めに、本建議案を提出した所以でございます、而して今日此減損防止の方法に就ての相當な設備として見るべきものは、農業倉庫及米麥檢査法だけであります、米檢査法に就きましては御承知の如く別に法律がございませぬで、各府縣或は自治團體に於て、適宜之を施行して居るのであります、併ながら、中央機關と云ふものがありませぬ爲めに、區々になつて居りまして、或は其檢査も一等若くは三等に區別する處もあります、或は一等から七等まで區別して居ると云ふやうなことで、其一等に屬する物も各府縣に依つて是は異つて居る、隨て販賣者も、消費者も、生產者も、非常な不便不利を感じて居る次第でありまするが、本建議案の趣旨は、是等の爲めに特に中央機關を設けて統一して行きたいと云ふのが眼目でございます、而して今日は僅か三縣のみ同業組合に於て檢査をして居りまして、其他は殆ど府縣の事業として檢査を致して居ります、併ながら此自治團體の當としまして、多くはさう云ふ風な檢査に關する經費を削減しやうとする傾があります、或は又自治團體の監督者が檢査從業員を、幾らか感情の上、或は一時の狀況に依りまして、之を壓迫したりするやうな關係からして、公平に忠實に、安心して檢査の事務に從事することが出來ぬと云ふのが、今日の明かなる弊害でございます是も畢竟中央に統一の機關が無い結果、さう云ふことに立至つたのでありまして、現に或縣の如きは、既に檢査費を削除した處もある、或は又此米の檢査と云ふものは、全然必要が無いと云ふことを言うて居る人もある位でありますから、將來政府に於て減損防止の方法の一方法として、檢査法を嚴重にする爲めに、統一的中央機關を設けて貰ひたいと云ふ事が、第一の建議案の趣旨でございます、それから第二の「更に米麥收穫後に於ける減損防止獎勵及小作農轉業防止の爲小作農保護の方法を講すへし」と云ふことを、前申しました如く、之れを修正致しましたのは、減損防止の方法は、十分政府で監督を嚴重にする以上は、獎勵と云ふことを特に第二項に謳う必要が無い、尙ほ小作農轉業防止と云ふ事がありましたが、建議者の理由として居る所は、近時工業の勃興に伴うて、農業者が工業方面に轉業すると云ふことでありましたが、政府當局者の統計に依りますると――說明に依りますと、却て此小作農は寧ろ漸次增加して居る、多少工業の盛んなる所の府縣に於きましては、聊か其傾もありますが、一般的に申すならば、寧ろ小作農の方は漸次殖えて居る、斯う云

ふことでありましたから、此小作農の轉業防止と云ふ事に關する問題は、他日の研究に讓りまして、寧ろ此檢査を嚴重にすると云ふ結果、小作農の利益を害することの無いやうに、留意して貰ひたいと云ふことに訂正をしたのであります、元來此檢査の目的と云ふものは、米の信用――市價の信用を高めることが目的でありまするが、市價の信用を高める爲めには、品種を良くするとか、或は減損を防止するとか云ふ事は、自然に起る結果であります、而して此檢査費に就きましては、是まで國庫から一文の支出もして居りませぬ、僅に大正五年に於きましては、貯藏檢査費と云ふ日に於きまして、二萬六千圓許り出しまして、西ケ原の農場に於きまして米の貯藏檢査の研究費に充て居るのみでありまして、其後何等支出もして居らぬ、皆な府縣若くは自治團體の支出になつて居りまして小作農者が米の檢査を受けんとする場合に於ては、自分が其費用を負擔しなければならぬ、そこで地主をして其檢査費の一部を補助せしめ、或は米で補給するか、或は金で補給するからして、補助して居りますが、其の檢査に依つて利益を受けます者は全く地主であります、小作農者は、此檢査の爲めには、勞と費用とを非常に要するのでありますから、餘り此檢査を嚴重にする爲めに小作農者が非常に迷惑するやうなことがあつてはならぬから、其點に就ては、特に政府當局者に於て留意して貰ひたいと云ふことに、第二項で訂正した次第であります、尙ほ本建議案が議場に現れました時に、憲政會の諸君は即決否決を希望せられましたが、是は教育振興に關する建議案とは稍々趣を異にして居りまして、政府に於て尙ほ十分考慮せらるべき事もあり、又施設經營を要すべき事が多々あるのでありますから、どうか唯今私が申しました修正通り、滿場一致を以て御贊成あらんことを希望致します。

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、即ち委員會に於て修正議決の通り可決せられんことを望みます

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長報告に御異議も無いやうでありますから、可決したることを宣告致します

――日程第二十一及第二十二は同一委員に付託したる議案なるに依り、一括議題と爲すに御異議ありませぬか

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ一括議題と致します、委員長牧野鐵九郎君。

第二十一　外客の招致及待遇に關する建議案（小西和君提出）（委員長報告）

第二十二　名勝舊蹟其他著しき事歴ある樹石並特殊の植物保存及利用に關する建議案（小西和君提出）（委員長報告）

〔牧野鐵九郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○牧野鐵九郎君　外客の招致及待遇に關する建議案の委員會の經過を報告致します、政府委員の言明に依りますれば、從來外客招致に關しまして「ツーリストビューロー」を組織して、鐵道院、南滿、商船郵船、劇場等四十三の組合で、以て鐵道院では五萬圓を出して東京に本部を設け、其他要處に支部を置いて、それ〴〵案内書なんぞも配付し相當招致に努めて居ると云ふことであります、大正二年の如き、外來の遊客は二萬二千人、三年は一萬八千人、四年は一萬四千人、五年は二萬八、六年は二萬八千人、七年は十月までに二萬五千人あつたと申すことであります、又明年は日曜學校の生徒が三千人から來朝すると云ふことでありますが、目下の設備では京濱間に於て、僅に五六百人の收容しか出來ない爲めに已むを得ず汽船の便に依つて、船宿を應用するより外に途が立たぬと云ふ次第であります、又近き將來に於て大阪驛の改築の場合は、外人の收容すべき「ホテル」を東京驛同樣に拵へたい、或は敦賀にも一箇處設ける必要を認めて居る、斯樣な言明でありまして、委員會に於ては政府に注意を致しまして、更に施設を擴大致しまして、計畫を立てられるやうに希望を述べて、全會一致を以つて可決致しました此段御報告を致します、次に名勝舊蹟其の他著しき事歴ある樹石並特殊の植物保存及利用に關する建議案、是は貴族院の提出に係ります史蹟名勝天然紀念物保存法案、是の議決の結果に依つて、自然議決を要せざるものと決定致しました、此段御報告を致します。

○岩崎勳君　日程第二十一は、委員長の報告の通り可決せられんことを望みます、日程第二十二は、是亦委員長報告の通り、既に本院に於ても貴族院提出の史蹟名勝天然紀念物保存法案を可決確定致しましたる結果、議決を要せざるものと決定せられん事を望みます。

○議長（大岡育造君）　委員長報告の通り御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　乃ち第二十一は可決、第二十二は議決を要せずと決しました、日程第二十三、愛媛縣今治港開港に關する建議案を議題と致します、委員長政尾藤吉君。

第二十三　愛媛縣今治港開港に關する建議案（河上哲太君外三名提出）（委員長報告）

〔法學博士政尾藤吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○法學博士政尾藤吉君　愛媛縣今治港開港に關する建議案の委員會の經過及結果を御報告申上げます、今治港は船舶の出入の噸數に於きましては、全國の港の中で十八位に居る港でありまして、又之を全國の開港場三十幾つの港に比較致しますれば、其中の第十三位に居るものであります、此今治港から出まする所の綿織物――綿「ネル」と申しまするものが是が年々二千萬圓に達するのであります、又今治港は水の深さが干潮の時に於きましても三十五尺ありまして、滿潮の時には四十七尺あります、唯々防波堤を造る必要があります、其故に愛媛縣民は愛媛縣の縣會の決議に依りまして、縣費を以て此防波堤を造りまして、今治の築港を致しますることになつて居ります、右のやうな次第でありまして、委員會に於きましては愼重なる審査を遂げましたる末、全會一致を以て可決致しました、何卒諸君に於かせられましても、滿場一致を以て御可決あらんことを希望致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は、委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無きに依り、委員長報告の通り可決したることを宣告致します、日程第二十四兩肥筑貫通鐵道敷設に關する建議案を議題と致します、委員長原田十衞君。

第二十四　兩肥筑貫通鐵道敷設に關する建議案（川原茂輔君外二名提出）（委員長報告）

○原田十衞君　簡單でありますから、當席より御報告を申上げます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○原田十衞君　此建議案の要旨は、佐賀縣佐賀市より福岡縣若津に至り、それより福岡縣柳河、矢部川を經まして、熊本縣大津に至る約五十三哩の鐵道であります、委員會を開くこと二回でありまして、政府の言明を聽きましたが、政府も極めて必要な線路で、有望なる線路であるから、速に調査を遂げると云ふことでありました、尙ほ之に就きまして委員の中から、此建議案の名稱が、筑前、筑後、肥前、肥後に亙つて居る名稱であるから、此地方に於ける鐵道をもう少し調査したいと云ふ希望がありました、即ち一は久留米を中心と致しまして、陸軍の飛行場を經て折尾に至る所の線、一面に於ては久留米より熊本縣山鹿に至る線路を調査して貰ひたいと云ふ希望がありました、又一つは建議案の線路の終點となつて居りまする大津と申します處から、三角町を經まして八代に至る線路を、併せて調査して貰ひたいと云ふ希望がありまして、是も政府で調査を致さうと云ふことでありまして、建議案は滿場一致を以て可決致しました次第であります、此段御報告を致します。

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無きを以て、委員長報告の通り可決したることを宣言致します、日程第二十五、馬匹獎勵に關する建議案を議題と致します、委員長藏内次郎作君。

第二十五　馬匹獎勵に關する建議案（八田宗吉君外二名提出）（委員長報告）

〔藏内次郎作君登壇〕

〔拍手起る〕

○藏内次郎作君　本案は馬匹獎勵に關しまする建議案でございます、で本案は先日當本會に於きまして建議の諸君より一通りの理由を述べて居ります、爰に重ねて其理由を申上ぐることは、餘り必要でもな

いかと存じまするが、私に少しく此建議案を提出致しました理由と致しまして、少し申上げたいと存じます、一體我邦の馬匹に就きましては、諸君が御承知下されまする通りに、是まで有事の際に於きまして馬匹の徵發を致しまするど、其時に初めて馬の少いと云ふことの聲が高くなりまするのでございます今回の西伯利に派しまする十二師團の馬匹を地方で徵發を致しましたが、是は前の日露戰爭あたりより其割合が徵發頭數に對しまする軍用に適ひまする馬の數は洵に少うございます、尤も地方にも依りませうが、九州あたりは昨今非常に鞍置を致しませずに馬に皆な全力で重荷を運ばせます、田舍の惡路でも三百貫四百貫の荷物を背負せまして、馬を虐待して酷く使ひまする故に、意外に馬が衰退を致しまして陸軍の御用に立つ馬が洵に割合が少うございます、で一方から申しまするど、大正六年には牛が高くございまする爲めに、馬を屠殺致しまする數が五萬頭位ございます、大正七年には一躍致しまして、十一萬頭も屠殺致して居ります、尙ほ此八年になりましたならば如何になりまするか、或はそれ以上の頭數を屠殺するやうな次第ではあるまいかと存じます、又産馬地の狀況を承りまするど、飼糧も高し、總ての費用が高くございまするが爲めに、馬の蕃殖は至つて近頃は少數でございます、漸年――年々尻戻りのする譯でございます、減る譯であります、さうして其減りまするのみなりませず、馬の全體に於きましても、體格が惡いと云ふことでございます、斯の如き場合でございまして、若し有事の際に至りまして、多數の徵發を行ふと云ふ場合に於きましたならば、確に日本の馬と云ふものは、軍用に使はるゝものは、兵數に比例を致しますれば、迚も引足りませぬ、現に今度十二師團の徵發で、騎兵抔を召集致しました中で、十六貫以上ある人は、悉く召集して皆な營所で遊んで居つた、それはどう云ふ譯であるかと云ふと、十六貫の體格のある者に武裝を著けますると、乘せてやる馬が無いと云ふ、洵に馬が衰へて居ります、それが爲めに達者な掛目の多い者は、召集しても、營所で色々な事をして遊んで居る、斯う云ふ有樣であります、で全く此建議案を出しました趣旨は、右樣の如き趣意に依りまして、已むを得ず馬匹奬勵の建議案を出しました次第であります、で本建議案に就きましては、其經過及結果を御報告致しますれば、委員長には不肖本員を擧げられ、又理事には八田宗吉君、川崎克君、中村嘉壽君の御三君を選ばれました、委員會を開きましたこと前後五回開きました、政府よりは陸軍大臣及後川馬政局長官の御出席がございました、各委員と質問應答を重ねまして慎重審議を盡しました、政府に於きましても、國防上、農業上、本建議案の重要なることを認められまして、悉く本建議案に贊成の意を表せられました次第であります、殊に官民共同馬政調査會と申しまするものを設置致しまして、馬政上の政策及方針を定むることに就きましては、陸軍大臣は確に之を設置することを明言せられました、又數年來朝野の問題となつて居る競馬法制定の事に就きましても、此調査會――官民共同の馬政調査會でございます――此調査會に諮問して、次年度の議會に政府案として提出すべきことの言明がありました、調査會設置に關する經費は、豫算なき故如何にするかと質問を致しました、是は僅かのことであるから、何とか政府で都合をすると云ふことであります、第二項の畜產組合補助金を國庫より支出することは、政府に於ては考慮するとのことでありました、第三項の飼育法改善、牧草栽培の奬勵を圖ること、是も政府は其趣意を容れ、其實行を期することの答辯でありました斯く致しまして、委員會は滿場一致可決を致しました、以上の報告を致しまする、諸君は國家の爲め、滿場一致の御贊成あらんことを玆に希望致しまする次第でございます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎勳君。

○岩崎勳君　本案は、委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　委員長報告に御異議なきを以て、可決したることを宣告致します――日程第二十六、貫生川加茂間輕便鐵道建設に關する建議案を議題と致します、委員長井上敬之助君。

第二十六　貫生川、加茂間輕便鐵道建設に關する建議案(井上敬之助君外二名提出)(委員長報告)

○井上敬之助君　簡單でありますから、本席から發言を御許を願ひます。

○議長(大岡育造君)　許可致します。

○井上敬之助君　本案は二回委員會を開きまして、全會一致可決を致したのであります、勿論政府委員の出席を求めまして、政府の所見の在る所を叩きましたが、政府は未だ實測を致して居りませぬから、之に贊否を決することは出來ませぬが、兎に角實測を致した上に於て採否を決すると云ふことでありました、以上の通りでありますから、どうか諸君の御贊成を願ひます。

○岩崎勳君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎勳君。

○岩崎勳君　本案は、委員長報告の通り可決あられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　別に御異議なき故、委員長報告の通り可決したることを宣告致します――日程第二十七、官吏恩給法及之に關聯する諸規程の改正に關する建議案を議題と致します、委員長齋藤珪次君

第二十七　官吏恩給法及之に關聯する諸規程の改正に關する建議案(齋藤珪次君提出)(委員長報告)

○齋藤珪次君　此席より發言を御許を願ひます。

○議長(大岡育造君)　許可致します。

○齋藤珪次君　此現行恩給法其他關聯する法規の改正建議案は、政府に於ても、今日の恩給法が制定後餘りに年所を經ること久しくして、幾多の不備があるからして、之を改正すると云ふことは大體に於て同意である、且つ過日提出者より陳辯致しました所の理由等に就ても、大體同意であります、故に政府は社會政策上の緊切なる次第として、十分に時勢に適合する所の相當なる改正を加ふべき考を以て調査研究を致して居る、斯樣な趣意でありました、尙ほ之に對しまして、委員諸氏より質問がございました其主なるものを申しますれば、恩給及扶助料を擔保として、幾多金融上忌はしき現狀を呈して居る、之を何とか整理するに就ての意見は無いかと云ふに對して、政府も現行法に於て之を禁ずると云ふことも大體其意味になつて居るが、其制裁は甚だ不十分である、故に寧ろ今日の時勢に於ては、此擔保抵當を致す事を禁ぜずして、相當金融の途を開くが適當かとも考へて居る、就ては徒らに國家の恩典を失はざるが爲めには、貯金局をして此恩給扶助法に就て相當金融の途を開かせるのも一方法と存ずる、大に是れ等のことも十分に攻究して、改正案には提案を得る見込である、又官吏の辭職には淘汰せられたと云ふことが附隨しなければ、恩給の年限に達せぬと云ふやうな有樣から、病氣ならざる者も偽つて病氣として辭職することの弊を改めて、さうして眞に病氣なる者は病氣、其の他の者は病氣でないと云ふことの事實を以てしなければ、醫師が虛僞の診斷をして、規則に當る者を、虛僞の診斷書を書かなければならぬと云ふやうな種々な質問がありました、それに對しても政府は官吏が恩給を受くべき相當の年限に達した以上は、必ずしも病氣と云ふことでなくとも、相當の理由を以て國家に盡したる共功績に對して恩給を與へれば宜いのであるから、將來は病氣でなければ恩給を與へぬと云ふことでなく、之に或る相當時期に於ては辭し得られ、さうして恩給を與へると云ふことの改正を爲すことが相當と思ふと云ふことでありまして、それから又恩給法に依るもの――官吏恩給法に依る扶助料に依るものと、地方の例へば警察官看守のやうな者の縣費支辨に屬するやうな者に付て區別がある、例へば小學校教員、郡視學と云ふが如き者の區別がある、郡視學は官吏恩給法の支配を受け、小學校教員は小學校教員の恩給扶助法と云ふものゝ支配を受けるが爲めに、小學校教員が榮轉致して郡視學になれば、其恩給の場合に於ては、小學校教員の時よりも恩給率が減ずる、是は即ち官吏となると――郡視學になると官吏恩給法に依るが小學校教員であれば、小學校教員の恩給法に依つて給與を得られるのであるから、それが爲めに郡視學に榮轉すると恩給率が減ずる爲めに、郡視學になる人が甚だ少ない、郡視學を望まぬと云ふことである、又之と同樣に、巡査看守の如きも、今日は看守は國費を以て支辨して居るのに、依然として縣費の時の給與を受くるやうな工合になつて居る、總て是等を統一して、學校教員より郡視學に榮轉した者は、却て之を忌むが如きことのないやうに、總て之を統一して、恩給法の恩典に均霑するやうに致す方針を執らうと云ふ政府の趣意でありました、其他幾多法規上改正すべき點は、大に攻究を致してやることに致さう、唯々恩給率或は扶助料等の增加は、財政上に幾多の關係を及ぼすが故に、大藏省の同意を得なければ、是等の點に就ては輕々に同意する――實行す

ることは出來ないが、先づ以て法制上の事に於ては政府は十分に努力して之を改善致し、又適當なる增加等も、是非政府も之を爲すことの考を以て、出來得られる限り努力を致して、來期議會には成べく提出する考を以て努力致すと云ふことを聲明致して居るのであります、委員會は之を諒と致しまして、全會一致で本建議案を可決した次第であります、以上御報告致します。

○岩崎勳君　本案は、委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　別に御異議が無ければ、委員長報告通り可決したることを宣告致します――日程第二十八より第五十七に至るまでは、請願特別報告なるを以て、例に依り一括議題と爲し、委員長の報告を求めます――委員長佐々木文一君。

第二十八（特別報告第百五十四號）葉煙草耕作反別に對し補償金交付の請願（委員長報告）

第二十九（特別報告第百六十三號）航空事業國庫補助の請願（委員長報告）

第三十（特別報告第百六十四號）大任村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第三十一（特別報告第百六十五號）皆瀨郵便局に集配並電信事務開始の請願（委員長報告）

第三十二（特別報告第百六十六號）濱田郵便局に電信事務開始の請願（委員長報告）

第三十三（特別報告第百六十七號）枝幸村字音標に郵便局新設の請願（委員長報告）

第三十四（特別報告第百六十八號）吉城郡へ配達する小包郵便物遞送線路變更の請願（委員長報告）

第三十五（特別報告第百六十九號）坂上郵便局と幸野郵便局との間に遞送開始の請願（委員長報告）

第三十六（特別報告第百七十一號）茅沼に無集配郵便局設置の請願（委員長報告）

第三十七（特別報告第百七十二號）東國分郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第三十八（特別報告第百七十三號）中和郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第三十九（特別報告第百七十四號）大崎村字大崎に郵便局設置の請願（委員長報告）

第四十（特別報告第百七十五號）東太良郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第四十一（特別報告第百七十六號）山崎郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第四十二（特別報告第百七十七號）木下郵便局に特設電話設置の請願（委員長報告）

第四十三（特別報告第百七十八號）田平村に無集配郵便局設置の請願（委員長報告）

第四十四（特別報告第百七十九號）膝折村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第四十五（特別報告第百八十五號）鵜川村に登記所設置の請願（委員長報告）

第四十六（特別報告第百八十六號）入舞村字清水に登記所設置の請願（委員長報告）

第四十七（特別報告第百八十七號）日野春村に登記所設置の請願（委員長報告）

第四十八（特別報告第百八十八號）喜連川町外二箇村を宇都宮區裁判所管轄に變更の請願（委員長報告）

第四十九（特別報告第百八十九號）大野村大字黒野に登記所設置の請願（委員長報告）

第五十（特別報告第百九十號）入東、川上、中和三村中に區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第五十一（特別報告第百九十一號）盲啞教育令發布の請願外一件（委員長報告）

第五十二（特別報告第百九十二號）公立盲啞學校設置の請願外十九件（委員長報告）

第五十三（特別報告第百九十三號）三陸沿岸鐵道敷設の請願外三件（委員長報告）

第五十四（特別報告第百九十四號）八戶、久慈間輕便鐵道延長の請願（委員長報告）

第五十五（特別報告第百九十五號）天鹽線速成の請願（委員長報告）

第五十六（特別報告第百九十七號）弘前、田代間輕便鐵道速成の請願（委員長報告）

第五十七（特別報告第百九十八號）天鹽線速成の請願（委員長報告）

〔佐々木文一君登壇〕

〔拍手起る〕

○佐々木文一君　委員會の結果を御報告申上げます日程第二十八より以下五十七に至りまする總ては、之を一括して御報告を申上げます、其件名、請願人の住所氏名及紹介議員の氏名等は、總て速記錄に掲載致すことに致しまして、之を朗讀することを省略致します、請願委員會に於きましては、以上三十件の請願に就きまして、愼重に審議を盡しましたる末何れも院議に付すべきものとして採擇と決しました此段御報告致します（拍手起る）

特別報告第百五十四號

意見書

請願文書表第一五二五號

葉煙草耕作段別に對し補償金交付の請願　岩手縣稗貫郡大迫町第三地割百六十六番地平民農大迫町煙草耕作組合長岩鶴半藏外十三名呈出（紹介議員柵瀨軍之佐君外一名）

右請願の要旨は葉煙草の耕作は農家勞力の調節上最も緊要なる事業なるに拘らす近時逐年耕作段別の減少を見るに至れるは其の原因多々あるへしと雖其の主たる原因は耕作段別配當の一定せさりし結果往々耕作者をして農業計畫を誤らしめたること及葉煙草は其の調理と納付に際し複雜なる手數を要するのみならず天候の順否は收穫の豐凶に影響し他の作物よりも危險の度甚しく而も其の賠償額は對抗作物に比し收利の及はさりしこと等にして煙草耕作者に不安の念を抱かしめたる結果なりと謂はさるへからす斯の如きは煙草專賣事業の根底を動かす所以なるを以て之か安固を圖るは刻下の急務なりとす依て煙草耕作段別に對し相當の補償を與へ耕作者をして意を安して之か耕作に從事せしむるやうせられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百六十三號

意見書

請願文書表第七八〇號

航空事業國庫補助の請願　東京府荏原郡世田ヶ谷村中央飛行學校代表者東京府豐多摩郡澁谷町大字中澁谷六百七十九番地馬詰駿太郎呈出（紹介議員松田源治君外一名）

右請願の要旨は航空事業の發達は國防上必要なるは言を俟たす之か改良發達は民間航空界の努力に俟つ所多し故に斯界の進歩に資せむか爲中央飛行學校を設立したるも資力乏しく經營困難なるを以て該校經費として大正八年度より同十年度迄年額金十萬圓宛を國庫より補助し之か完成を期せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百六十四號

意見書

請願文書表第五五三號

大任村に郵便局設置の請願　福岡縣田川郡大任村大字大行事五百七十二番地平民農溝口三千雄外十五名呈出（紹介議員藏內次郎作君）

右請願の要旨は福岡縣田川郡大任村は現在戶數三千五百有餘にして村內には藏內、大峰炭鑛其の他之等數多の鑛業勃興し且大正四年中小倉鐵道の開通に伴ひ各種の農工商業の發展と共に郵便事務增加したるに拘らす隣村所轄局を距る一里以上にし

て不便尠からさるに依り前記大任村に郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百六十五號

意見書

請願文書表第六三九號

皆瀨郵便局に集配並電信事務開始の請願　長崎縣北松浦郡皆瀨村長中山友太郎呈出（紹介議員中倉萬次郎君）

右請願の要旨は長崎縣皆瀨郵便局は無集配局にして不便尠からさるに依り現在浦和局集配區內中里村の一部及大野局集配區內皆瀨村全部を郵便集配區として皆瀨局へ郵便集配及電信事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百六十六號

意見書

請願文書表第七四一號

濱田郵便局に電信事務開始の請願　秋田縣山本郡濱口村長清水新五郎呈出（紹介議員高橋本吉君）

右請願の要旨は秋田縣山本郡濱口村は秋田縣海產物獲得の要地たり而も其の發展の狀況は十年前の比に在らす仍て濱田郵便局に電信事務開始の必要を感し昨年來北部遞信局經理部に交涉の結果工事費二千八百圓に對し其の七割を寄附すへき必要を認め村會の決議を以て二千圓の寄附を爲すことに決し其の寄附願書を呈出せるに拘らす未た電信の開始なきは村民の甚た遺憾とする所なり依て大正八年度に於て濱田郵便局に電信事務を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百六十七號

意見書

請願文書表第七七五號

枝幸村字音標に郵便局新設の請願　北海道枝幸郡枝幸村大字禮文村字音標代表者石川要三外三十一名呈出（紹介議員東武君）

右請願の要旨は北見國枝幸郡枝幸村大字禮文村字音標は戶數三百に垂むとし地勢一面は海に一面は沃野を控へ船舶の出入に適する港灣を有し土地の產物は麥穀、鰊粕其の他諸種の海陸產物に富み其の收穫金高毎年四十四萬圓に達し輸入又之に伴ふ其の他耕地開墾豫定地及牧場等合して九千六百町步あり外に未開墾地數千町步を算し移民の數は三百人を下らす將來開拓の餘地甚た多くして交通並取引日に增加するに拘らす郵便物は九里を隔つる枝幸局の集配に屬し不便甚しきに依り前記音標に郵便局を設置して住民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百六十八號

意見書

請願文書表第七八五號

吉城郡へ配達する小包郵便物遞送線路變更の請願　岐阜縣吉城郡國府村長岡村利平外二名呈出（紹介議員松岡勝太郎君）

右請願の要旨は岐阜縣吉城郡古川町外五箇村と東京名古屋地方との間に遞送せらるる小包郵便物は富山縣下富山郵便局を經由する規定なるを以て發著に多大の時日を要し不便尠からす依て岐阜縣下岐阜郵便局又は同縣下中津郵便局より同縣大野郡高山郵便局を經由せしむるやう小包郵便物の遞送線路を改正せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百六十九號

意見書

請願文書表第七八六號

坂上郵便局と幸野郵便局との間に遞送開始の請願　岐阜縣吉城郡坂下村長小倉福之助外二名呈出（紹介議員松岡勝太郎君）

右請願の要旨は岐阜縣下坂上郵便局より幸野郵便局間は其の距離僅に四里而も縣道に沿ひ交通便利なるに拘らす其の間は遞送區域に屬せさるを以て坂上局より發する郵便物は同縣下河合局外三局と富山縣下細入局間を迂廻して幸野局に達する有樣にて發著に三日乃至五日を要し不便尠からす依て前記坂上局と幸野局との間を遞送の直通區域に改正せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百七十一號

意見書

請願文書表第一三八三號

茅沼に無集配郵便局設置の請願　靜岡縣駿東郡小山町大字菅沼平民農湯山敏行外百三十九名呈出（紹介議員岩崎勳君）

右請願の要旨は靜岡縣駿東郡小山町は戶數二千五百五十餘人口一萬六千九百餘に達し而も富士瓦斯紡績會社の工場數多ありて之等外來の男女工數を通算するときは優に二萬人に達す其の他交通並產業上等の各方面より觀察するときは郵便事務の劇增したること昔日の比に非す然るに同町には其の最東端に小山三等郵便局あるのみにして常に通信事務の澁滯を來し不便尠からす依て前記小山町大字菅沼字茅沼に無集配郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百七十二號

意見書

請願文書表第一三八八號

東國分郵便局に集配事務開始の請願　鹿兒島縣始良郡東國分村長肥後喜次郎外十五名呈出（紹介議員兒玉好熊君）

右請願の要旨は鹿兒島縣始良郡東國分村は戶數千百餘を有し一方は國道に沿ひ他方は水戶川港を控へ商業取引頻繁にして貨物の集散地たり且出稼人多く其の結果郵便事務劇增したるに拘らす東國分局は集配事務取扱を爲ささる爲敷根方面より來る郵便物は濱之市及國分郵便局間を逆送配達せらるる狀況にして常に遲著の不便を免れす依て前記東國分郵便局に集配事務取扱を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百七十三號

意見書

請願文書表第一三九七號

中和郵便局に集配事務開始の請願　岡山縣眞庭郡中和村大字下和八百三十七番地平民農村會議員中島大二外八名呈出（紹介議員福井三郎君）

右請願の要旨は岡山縣眞庭郡中和村は戶數三百有餘に過きさるも製鐵並製材所其の他諸種の工業勃興し且農產物に富めるを以て其の取引多く從て郵便事務年を逐ふて增加するに拘らす中和郵便局は無集配局なるを以て遠隔且交通不便なる長田局又は湯本局の集配に屬し不便尠からす依て前記中和郵便局に集配事務の取扱を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百七十四號

意見書

請願文書表第一三九八號

大崎村字大崎に郵便局設置の請願　岡山縣勝田郡大崎村長內田淸一外四名呈出（紹介議員福井三郎君）

右請願の要旨は岡山縣勝田郡大崎村は戶數四百人口二千五百を算する商工業地たり而して其の主なる產物は紙、米穀、繭等にして之か取引頻繁を極むるのみならす其の他著名の神社佛閣ありて交通機關の設備と相俟て通信機關の完成を要望すること切なり依て右大崎村字大崎に集配並電信電話事務取扱の郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百七十五號

意見書

請願文書表第一四〇三號

東太良郵便局に集配事務開始の請願　鹿兒島縣伊佐郡東太良村長時任市熊外一名呈出

（紹介議員兒玉好熊君）

右請願の要旨は鹿兒島縣伊佐郡東、西太良村は菱川郵便局の集配區域に屬し菱川村は東、西太良村との間に洪水多き川内川を挾み且該局の管轄區域廣大に失する爲東、西太良村への配達には二日乃至一週間を費すことあるのみならす郵便物年々增加し不便尠からさるを以て東太良郵便局に東、西太良村を管轄區域として集配事務取扱を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百七十六號

意見書

請願文書表第一四一二號

山崎郵便局に集配事務取扱開始の請願　鹿兒島縣薩摩郡山崎村二百六番戶士族農酒匂基彥外二十六名呈出（紹介議員萩亮君）

右請願の要旨は鹿兒島縣薩摩郡山崎村は郡の中央に位し戶數千百八十餘人口六千百八十餘に達し運輸交通上樞要の地たり而して産業の狀態及各種工場の勃興に伴ひ其の取引頻繁にして通信事務の繁忙は又昔日の觀に非す然るに山崎村に配達せらる郵便物は遞送線路の關係上川内郵便局より上東郷便局を經て宮之城郵便局に送致し更に同局の配達に依り山崎村へ遞送せらるる有樣にして其の不便名狀すへからす依て前記山崎郵便局に集配事務取扱を開始して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百七十七號

意見書

請願文書表第一四四三號

木下郵便局に特設電話設置の請願　千葉縣印旛郡木下町竹袋千四百五十一番地平民石綿セメントスレート業飯田鐵之助外四十一名呈出（紹介議員吉植庄一郎君）

右請願の要旨は千葉縣下木下、大森、布佐の三箇町は印旛沼及東葛飾郡内に於ける商工業の中心地に屬し加ふるに成田鐵道及利根川水利の便ありて物資の集散地たり從て其の取引盛なれば前記木下郵便局に特設電話を架設して町民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百七十八號

意見書

請願文書表第一四九四號

田平村に無集配郵便局設置の請願　長崎縣北松浦郡田平村長川上義織呈出（紹介議員中倉萬次郎君）

右請願の要旨は長崎縣北松浦郡田平村は廣袤東西一里餘南北二里に亘り戶數四百人口二千七百餘に達し近時文運の發展に伴ひ通信事務も夥しく增加す然るに所轄南田平郵便局に到るには遠隔不便にして其の困難名狀すへからす依て同村の中央村役場附近の地に無集配郵便局を設置して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百七十九號

意見書

請願文書表第一五〇一號

膝折村に郵便局設置の請願　埼玉縣北足立郡膝折村長大畑有輔外一名呈出（紹介議員加藤政之助君）

右請願の要旨は埼玉縣北足立郡膝折村は郡の西南部に偏在し川越東京街道の要衝に當り水利の便郡中に冠たるのみならす隣村片山村は其の西南に接續し同一水路を利用し伸銅製粉等の事業勃興し通信事務頻繁なるに拘らす通信機關不備にして關係村民の不利尠からす依て片山村をも管轄する郵便局を膝折村に設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百八十五號

意見書

請願文書表第一三六六號

鵜川村に登記所設置の請願　秋田縣山本郡鵜川村長三浦駒藏外二十五名呈出（紹介議員高橋本吉君）

右請願の要旨は秋田縣山本郡鵜川村は郡の南部に位し八郎潟の北岸に瀕し奥羽國道及男鹿半島より森岳驛に通する要衝にして貨客の運輸交通頗る頻繁を極め戶數七百五十人口五千有餘耕地八百四十八町步餘ありて郡内二十六箇町村中第二位を占め各種の商工業亦進步發達して生活上必要の機關概ね備はらさるはなし然るに獨り權利義務の確保に大なる關係ある登記所の設置なきのみならす所轄裁判所との距離遠くして不利不便甚しきものあるを以て能代區裁判所所管中より濱口村を、森岳出張所所管中より鵜川村及金岡村大字外岡の一部落を割き是等を管轄する登記所を前記鵜川村大字鵜川に設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百八十六號

意見書

請願文書表第一三九〇號

人舞村字清水に登記所設置の請願　北海道上川郡人舞村字清水本通三丁目七番地平民商中田兼藏外十一名呈出（紹介議員中西六三郎君外二名）

右請願の要旨は北海道上川郡人舞村及屈足村の二箇村は戶數二千餘人口一萬以上に達し更に移民の數年々增加し開墾事業甚盛なり從て不動產に關する登記事務著しく增加せり試に右二箇村に於ける大正六年度中の申請件數を調査するに不動產登記事件のみにても千六百餘件に達し之を帶廣區裁判所管內各出張所の取扱件數に比較するに最多き川合出張所の千百餘件に比すれは五百件多く最少き最寄出張所の四百九十餘件に比すれは殆と四倍に垂むとす然るに所轄帶廣區裁判所は其の事務多く常に澁滯するのみならす遠隔にして鐵道の便に依るも二日以上を要し不便尠からす依て村民は廳舍敷地一切の設備を寄附すへきを以て前記人舞村字清水に登記所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百八十七號

意見書

請願文書表第一四〇六號

日野春村に登記所設置の請願　山梨縣北巨摩郡日野春村二十七番戶平民農武井佐太郎外五名呈出（紹介議員穴水要七君）

右請願の要旨は山梨縣北巨摩郡日野春、清春、篠尾、小淵澤村の四箇村は登記事件多きに拘らす所轄登記所たる甲府區裁判所管原出張所に到るには其の間に釜無川を挾み出水毎に交通杜絕し不便尠からす依て前記四箇村と同裁判所熱見出張所管內同郡秋田、甲、大泉、小泉村の四箇村を併せ管轄區域として交通上利便なる日野春停車場所在地に登記所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百八十八號

意見書

請願文書表第一四九一號

喜連川町外二箇村を宇都宮區裁判所管轄に變更の請願　栃木縣鹽谷郡喜連川町長淺沼成久外二名呈出（紹介議員高田耘平君）

右請願の要旨は栃木縣鹽谷郡喜連川町及北高根澤熟田兩村は元太田原區裁判所の管轄に屬したるも同裁判所の廢止せらるるや宇都宮區裁判所の所管に移され爲に地方民の利益する所多大なりしに今復太田原區裁判所の復舊と共に其の所管に移されしは不便なるを以て前記喜連川町及北高根澤、熟田の兩村を宇都宮區裁判所の管轄に變更せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百八十九號

意見書

請願文書表第一五〇二號

大野村大字黑野に登記所設置の請願　岐阜縣揖斐郡富秋村、豊木村、大野村組合管理者飯沼德三郎外五名提出（紹介議員松岡勝太郎君）

右請願の要旨は岐阜縣揖斐郡大野村は同郡及本巣郡二郡の中心に位し揖斐郡豊木村外七箇村及本巣郡土貴村外五箇村を包擁して交通取引上屈要の地位を占む而して以上十四箇村の戸數合計七千に達し其の登記事務又尠からす然るに所轄登記所は交通上最も不便なる揖斐郡揖斐町本巣郡北方町及安八郡神戸町登記所の三箇所に分屬し就中神戸登記所の如きは揖斐川を挾み出水期には交通杜絶して其の不便名状すへからさるものあり依て右十四箇村を管轄區域として前記大野村大字黒野に登記所を設置し村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第百九十號

意見書

請願文書表第一五三三號

八束、川上、中和三村中に區裁判所出張所設置の請願　岡山縣眞庭郡八束村長立田楨造外二名呈出（紹介議員福井三郎君）

右請願の要旨は岡山縣眞庭郡八束村、川上村、中和村は湯原村所在勝山區裁判所出張所の管轄に屬するも該出張所に至るには山路三四里を越へさるへからす殊に冬期降雪に際しては難澁甚しく住民の不利不便大なり依て前記三箇村内適當の地に區裁判所出張所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第百九十一號

意見書

請願文書表第一四四二號

盲唖教育令發布の請願　和歌山縣西牟婁郡田邊町大字本町九十六番地平民龜田豊吉外十九名呈出（紹介議員中村啓次郎君）

同　第一四九八號

同上　巖手縣盛岡市平山小路六番戸士族私立巖手盲唖學校長柴内魁三外二十六名呈出（紹介議員工藤吉次君外一名）

右請願の要旨は現今教育上の施設は殆と完備し邑に不學の者なきに至りしは實に聖代の恩澤なりと雖獨り盲唖者に對しては身體の一部に缺陷あるの故を以て義務教育を免し徒に劣敗者たるの地位に置くは社會政策上甚遺憾とす世に之か教育機關なきに非すと雖公立は僅々十三校にして他は篤志者又は慈善家の手に委ね從て其の内容貧弱なるを免れす是れ盲唖者教育上の一大缺陷と謂はさるへから依て速に盲唖教育令を發布し各府縣をして該教育機關を設置せしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第百九十二號

意見書

請願文書表第一四一七號

公立盲唖學校設置の請願　京都府京都市上京區吉田本町二十八番地士族京都市立盲唖院長廣瀬爲四郎外十三名呈出（紹介議員渡邊昭君）

同　第一四四八號

同上　茨城縣水戸市上市上金町千六百八番地平民私立茨城盲唖學校理事本間正行外一名呈出（紹介議員近藤達兒君）

同　第一四四九號

同上　長野縣長野市横町二十三番地平民教員小林照三郎外一名呈出（紹介議員植原悦二郎君）

同　第一四五〇號

同上　埼玉縣入間郡川越町平民私立埼玉盲學校長中村存雅外二十九名呈出（紹介議員大堀孝君）

同　第一四五一號

同上　福島縣石城郡平町字白銀町甲二番地士族石城郡會議長吉田禮次郎外三十五名呈出（紹介議員近藤達兒君）

同　第一四五二號

同上　三重縣津市丸之内泉町二千六十ノ三十三平民教員中山哲三外一名呈出（紹介議員堀川美哉君）

同　第一四五三號

同上　神奈川縣横須賀市旭町十番地平民鍼灸按術業野村吉藏外十五名呈出（紹介議員大堀孝君）

同　第一四五四號

同上　青森縣三戸郡館村大字賣市二番地平民鍼按摩業北村利助外二名呈出（紹介議員近藤達兒君）

同　第一四五五號

同上　鳥取縣鳥取市藥師町二十三番屋敷士族教員遠藤爾外七名呈出（紹介議員大堀孝君）

同　第一四五六號

同上　靜岡縣靜岡市二番町三十六番地士族教員榛葉政吉外七名呈出（紹介議員大口喜六君）

同　第一四五七號

同上　愛知縣名古屋市東區富士塚町二丁目八番地平民名古屋市立盲唖學校長橋村德一外十一名呈出（紹介議員大口喜六君）

同　第一四五八號

同上　岐阜縣岐阜市住吉町二番地平民岐阜訓盲院長小坂井桂次郎外八名呈出（紹介議員牧野鐵九郎君）

同　第一四五九號

同上　兵庫縣津名郡洲元町の内幸町乙七十八番地平民淡路新聞社長安倍長太郎外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一四六〇號

同上　香川縣高松市三番丁十一番地士族私立香川縣盲唖學校長三吉艾外二名呈出（紹介議員高島兵吉君）

同　第一四六一號

同上　愛知縣岡崎市康生町三百七十七番地平民私立岡崎盲唖學校長佐竹政次郎外一名呈出（紹介議員大口喜六君）

同　第一四六二號

同上　新潟縣刈羽郡大洲村十番戸平民私立中越盲唖學校長宮川文平外八名呈出（紹介議員野口孝治君）

同　第一四六三號

同上　新潟縣高田市中寺町三番地士族私立高田盲學校長宮越辰太郎外四名呈出（紹介議員野口孝治君）

同　第一四六四號

同上　鹿兒島縣鹿兒島市草牟田町四千四百七十一番地平民教員南雲總次郎外十名呈出（紹介議員大内暢三君）

同　第一四六五號

同上　長崎縣長崎市西山町百三十六番戸士族公吏山本町外三十五名呈出（紹介議員大内暢三君）

同　第一四六六號

同上　岡山縣岡山市大字上出石町三十番地ノ一平民教師渡邊穎母外五名呈出（紹介議員高戸猶三君）

右請願の要旨は現今我か國に於ける盲唖者に對する教育は主として各地方篤志家及慈善家の經營に係り極めて小規模の訓盲院又は盲唖學校に一任せられ從て就學者の數も僅少なり而して現在我か國内地に於ける盲唖者の數約十五萬の多數を算するに拘らす教化の恩澤に浴すること能はさるは誠に昭代の恨事に屬す依て全國各府縣に公立盲唖學校を設置して普通兒童と同樣に教育の普及を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第百九十三號

意見書

請願文書表第七五九號

三陸沿岸鐵道敷設の請願　巖手縣下閉伊郡宮古町向町十八番戸關口松太郎外七十八名呈出（紹介議員高橋嘉太郎君外一名）

同　第七六〇號

同上　巖手縣上閉伊郡遠野町五百九十九番戸農高橋重太郎外六十四名呈出（紹介議員高橋嘉太郎君外一名）

同　第七六一號

同上　巖手縣氣仙郡盛町一番地海産商刈谷友治外七十九名呈出（紹介議員高橋嘉太郎君外一名）

同　第一四二四號

同上　巖手縣九戸郡種市村長千葉倉之助外百六十三名呈出（紹介議員高橋嘉太郎君外一名）

右請願の要旨は宮城縣小牛田石卷間輕便鐵道前谷地より分岐し巖手縣下釜石宮古を經て青森縣下八戸に至る三陸海岸鐵道の敷設に關し鐵道院に於ては之か調査測量を了したりと聞く今此の三陸海岸鐵道にして開通せむか沿線の山海は頓に其の富源

を啓き地方の交通亦俄に其の便を增すのみならす羽越線と相俟て彼此互に連環周圍して東北全局の開發は勿論延て全國の運輸交通に甚大の効果を齎すや必せり依て速に三陸海岸鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百九十四號

意見書

請願文書表第七六二號

八戸久慈間輕便鐵道延長の請願　岩手縣九戸郡久慈町大字大川目四十二番戸平民農晴山重三郎外百九十二名呈出（紹介議員高橋嘉太郎君外一名）

右請願の要旨は宮城縣石卷を起點とし岩手縣釜石宮古を經て青森縣下八戸に至る三陸海岸鐵道の敷設請願に關しては第四十回議會に於て採擇せられたり今復八戸久慈輕便鐵道敷設の案今期議會に提出せらると聞く依て鐵道經濟上及沿道住民の籲圖擴張上より觀察し之を八戸を距る僅七哩弱なる九戸郡野田村迄延長せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五號に依り別冊及御送付候也

特別報告第百九十五號

意見書

請願文書表第七七六號

天鹽線速成の請願　北海道北宗谷郡稚內町大字稚內小溝通り藤野和平外八十五名呈出（紹介議員東武君）

右請願の要旨は北海道天鹽線は政府既に大正十二年度を以て完成する計畫にて起工進行中なるも地方發展の狀況に徵し該工事を大正十年度完成に繰上け天鹽線の終點を稚內港と決定し而して右線路中音威子府以北は斷崖絕壁の箇所多く工事困難なるを以て工事費を分割して終點とすへき稚內港よりも起工し双方相俟て一日も早く完成を告けられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百九十七號

意見書

請願文書表第一三七七號

弘前田代間輕便鐵道速成の請願　青森縣弘前商業會議所會頭佐藤才八呈出（紹介議員伊東重君外一名）

右請願の要旨は青森縣中津輕郡西目屋村及相馬村は岩木川の上流に位し山嶽重疊の間に優良なる林鑛產を無限に藏し加ふるに名勝社寺の旅客を招致するもの多きに拘らす交通機關不備にして關係地方民の不便不利尠からさるのみならす該地方鐵道は既に當局に於て實測を了し工事亦困難ならさるを以て速に奧羽線弘前驛より中津輕郡西目屋村大字田代に至る輕便鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百九十八號

意見書

請願文書表第一五〇〇號

天鹽線速成の請願　北海道天鹽郡幌延村平民農山田權左衞門外二百五十七名呈出（紹介議員東武君外二名）

右請願の要旨は北海道天鹽線は大正十五年度竣工の豫定を以て輕便鐵道敷設の計畫成り其の後第四十回帝國議會に於て二箇年短縮せられたるも其の實地の工程は毫も進捗せす現狀の如くにして推移せむか何時完成すへきや窺知すへからす然るに產業振興の急務たる今日天鹽原野の開發は一日も忽にすへからす依て本線工事を大正十年度速成のことに實施せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

○岩崎勳君　日程第二十八乃至第五十七の請願特別報告は、一括して委員長報告通り採擇せられんことを望みます。

（「異議なし異議なし」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　委員長報告に御異議なきを以て可決したることを宣告致します――明日も定刻より會議を開きます、本日は是で散會。

午後三時四十七分散會

○大正八年三月二十五日（火曜日）

午後一時二十二分開議

議事日程　第二十八號

質問

一　勞働政策に關する再質問（小山松壽君提出）

二　清涼飲料水營業取締並內務省令改正に關する質問（横山勝太郎君外二名提出）

三　國民思想の善導に關する第三質問（田中善立君提出）

四　陸海軍大臣及臺灣、朝鮮總督並關東都督任用資格に關する質問（植原悅二郎君提出）

五　支那に於ける帝國商標權侵害に關する質問（上田彌兵衛君提出）

六　青年指導に關する第三質問（田中萬逸君提出）

七　東京市に於ける風水害豫防に關する質問（高木益太郎君提出）

八　滿蒙懸案地經過、西伯利の現狀及議員の政治道德に關する質問（兒玉右二君提出）

九　吉野川改修工事に關する再質問（高島兵吉君提出）

十　地方稅制限に關する再質問（小林嘉平治君提出）

十一　中等學校敎員待遇に關する質問（有森新吉君提出）

第一　大正五年度決算

第二　農會法中改正法律案（中倉萬次郎君外十名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第三　國有林野を地方自治體に下付の建議案（石射文五郎君外三名提出）

第四　地方金融改善に關する建議案（小山松壽君外九名提出）

第五　癩患者の救濟に關する建議案（土屋清三郎君外十三名提出）

第六　部落改善に關する建議案（福井三郎君外十名提出）

第七　大船渡、久慈間鐵道敷設に關する建議案（高橋嘉太郎君外五名提出）（委員長報告）

第八　帝國博物館完成に關する建議案（柏原文太郎君外一名提出）（委員長報告）

第九　國立博物館建設に關する建議案（井原百介君外六名提出）（委員長報告）

第十　法隆寺防火設備に關する建議案（小泉策太郎君外三名提出）（委員長報告）

第十一　衛生博覽會開設に關する建議案（伊東重君外六名提出）

第十二　工業原料植物研究所設置に關する建議案（鵜澤總明君提出）（委員長報告）

第十三　狩野川改修に關する建議案（岩崎勳君外一名提出）（委員長報告）

第十四　朝鮮西岸各港と大阪、横濱間並仁川と青島、上海間に定期航路開始に關する建議案（牧山耕藏君外九名提出）（委員長報告）

第十五　小學兒童口腔衛生施設に關する建議案（木下謙次郎君外二名提出）（委員長報告）

第十六　新聞紙法改正に關する建議案（松田源治君外一名提出）（委員長報告）

第十七　音樂學校設置に關する建議案（鵜澤總明君外二名提出）（委員長報告）

第十八　松戸高等園藝學校移管に關する建議案（吉植庄一郎君外九名提出）（委員長報告）

第十九　水產敎育機關擴張に關する建議案（關矢儀八郎君外二名提出）（委員長報告）

第二十　東北本線安達驛又は松川驛、川俣町間輕便鐵道建設に關する建議案（平島松尾君外一名提出）（委員長報告）

第二十一　福島縣下松川驛又は安達驛、川俣町間輕便鐵道敷設に關する建議案（八田宗吉君外二名提出）（委員長報告）

第二十二　常磐線複線工事速成に關する建議案（高岡唯一郎君外四名提出）（委員長報告）

第二十三　北海道拓殖完成に關する建議案（寺田省歸君外二名提出）（委員長報告）

第二十四　（特別報告第九十二號）明治三十年法律第五十號改正の請願（委員長報告）

第二十五　（特別報告第百九十九號）非常皇居及國務所設置の請願（委員長報告）

第二十六　（特別報告第二百號）國民大禮の公式制定の請願（委員長報告）

第二十七　（特別報告第二百一號）印紙稅法中改

正の請願（委員長報告）

第二十八 （特別報告第二百二號）營業税法中改正の請願（委員長報告）

第二十九 （特別報告第二百三號）大豆關税撤廢の請願外九件（委員長報告）

第三十 （特別報告第二百五號）食糧自給自足法施設の請願外三件（委員長報告）

第三十一 （特別報告第二百六號）第三種所得税に對する課税法改正の請願（委員長報告）

第三十二 （特別報告第二百七號）内海町に葉煙草收納出張所設置の請願（委員長報告）

第三十三 （特別報告第二百八號）葉煙草耕作組合並葉煙草耕作罹災補給法制定の請願（委員長報告）

第三十四 （特別報告第二百九號）國民思想養成上神官神職優待の請願（委員長報告）

第三十五 （特別報告第二百十號）青年團又は青年會へ戊申詔書及教育勅語下賜の請願（委員長報告）

第三十六 （特別報告第二百十一號）東京市南海面の防備施設の請願（委員長報告）

第三十七 （特別報告第二百十三號）勝本港修築の請願（委員長報告）

第三十八 （特別報告第二百十四號）那賀川改修速成の請願（委員長報告）

第三十九 （特別報告第二百十五號）利根渡良瀬兩川改修後の管理に關する請願（委員長報告）

第四十 （特別報告第二百十七號）内務省令第三十號清涼飲料水營業取締規則中改正の請願（委員長報告）

第四十一 （特別報告第二百十八號）産米俵裝改善調査の請願（委員長報告）

第四十二 （特別報告第二百十九號）重要物産同業組合法中改正の請願（委員長報告）

第四十三 （特別報告第二百二十號）染料工業保護の請願（委員長報告）

第四十四 （特別報告第二百二十一號）株式現物市場設置の請願（委員長報告）

第四十五 （特別報告第二百二十二號）瀬戸港修築の請願（委員長報告）

第四十六 （特別報告第二百二十三號）王之浦港修築の請願（委員長報告）

第四十七 （特別報告第二百二十四號）國立蠶業試驗場支部設置の請願（委員長報告）

第四十八 （特別報告第二百二十五號）高知市内陸軍省用地及遞信省用地の變換並建物移轉の請願（委員長報告）

第四十九 （特別報告第二百二十六號）陸海軍下士卒優遇の請願（委員長報告）

第五十 （特別報告第二百二十七號）平塚村に無集配郵便局新設の請願（委員長報告）

第五十一 （特別報告第二百二十八號）瀬戸浦郵便局電話通信事務取扱を電信事務取扱に變更並集配事務開始の請願（委員長報告）

第五十二 （特別報告第二百二十九號）野洲郵便局に集配並電信事務取扱開始の請願（委員長報告）

第五十三 （特別報告第二百三十號）佐治村大字加瀬木に郵便局新設の請願（委員長報告）

第五十四 （特別報告第二百三十一號）下田郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第五十五 （特別報告第二百三十三號）本邦歐米間命令航路線を小樽港に延長の請願外一件（委員長報告）

第五十六 （特別報告第二百三十四號）福井村に富岡區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第五十七 （特別報告第二百三十八號）陰陽聯絡松江驛、廣島驛間鐵道敷設の請願（委員長報告）

第五十八 （特別報告第二百三十九號）陰陽聯絡線木次、庄原間鐵道敷設の請願（委員長報告）

第五十九 （特別報告第二百四十號）北見國遠輕石狩國旭川區間鐵道敷設の請願（委員長報告）

第六十 （特別報告第二百四十一號）北海道鐵道敷設法律案中改正の請願（委員長報告）

第六十一 （特別報告第二百四十二號）天鹽沿岸鐵道敷設の請願（委員長報告）

第六十二 （特別報告第二百四十三號）石狩川右岸鐵道敷設の請願（委員長報告）

第六十三 （特別報告第二百四十五號）廣江鐵道速成の請願（委員長報告）

第六十四 （特別報告第二百四十六號）尻内、千曳間鐵道敷設の請願（委員長報告）

第六十五 （特別報告第二百四十七號）山形、仙臺間鐵道敷設の請願（委員長報告）

第六十六 （特別報告第二百四十八號）旭網鐵道敷設の請願（委員長報告）

第六十七 （特別報告第二百四十九號）自轉車運賃低減の請願外一件（委員長報告）

第六十八 （特別報告第二百五十號）食糧自給自足の請願外百五十七件（委員長報告）

第六十九 （特別報告第二百五十一號）明治三十年法律第五十號改正の請願外一件（委員長報告）

第七十 （特別報告第二百五十四號）酒造税法中改正の請願（委員長報告）

第七十一 （特別報告第二百五十五號）酒造税法中改正の請願（委員長報告）

第七十二 （特別報告第二百五十六號）醬油釀造用に内地鹽使用の請願（委員長報告）

第七十三 （特別報告第二百五十七號）酒造税納期繰下の請願（委員長報告）

第七十四 （特別報告第二百五十八號）砂糖酒税輕減の請願（委員長報告）

第七十五 （特別報告第二百五十九號）賣藥税法中改正の請願（委員長報告）

第七十六 （特別報告第二百六十號）籾輸入税廢止の請願（委員長報告）

第七十七 （特別報告第二百六十一號）田畑地價特別修正の請願（委員長報告）

第七十八 （特別報告第二百六十二號）田畑地價特別修正の請願外二件（委員長報告）

第七十九 （特別報告第二百六十四號）葉煙草賠償價格引上の請願外一件（委員長報告）

第八十 （特別報告第二百六十五號）葉煙草收納所設置の請願（委員長報告）

第八十一 （特別報告第二百六十六號）内地鹽增收の請願（委員長報告）

第八十二 （特別報告第二百六十七號）縣社八幡神社昇格の請願（委員長報告）

第八十三 （特別報告第二百六十八號）白鳥神社昇格の請願（委員長報告）

第八十四 （特別報告第二百六十九號）津島神社昇格の請願（委員長報告）

第八十五 （特別報告第二百七十號）吉御子神社本殿を特別保護建造物に指定の請願（委員長報告）

第八十六 （特別報告第二百七十三號）河岸及海岸に於ける堤防勾配地並堤外草生地利用の請願（委員長報告）

第八十七 （特別報告第二百七十五號）巡查看守退隱料及遺族扶助料法改正の請願（委員長報告）

第八十八 （特別報告第二百七十六號）根室港修築速成の請願（委員長報告）

第八十九 （特別報告第二百七十七號）手取川治水費國庫支辨の請願（委員長報告）

第九十 （特別報告第二百七十八號）渡良瀬川支流秋山川改修の請願（委員長報告）

第九十一 （特別報告第二百八十號）鹽化加里工業保護の請願（委員長報告）

第九十二 （特別報告第二百八十一號）漢方醫藥研究保存の請願（委員長報告）

第九十三 （特別報告第二百八十二號）麥飯獎勵の請願（委員長報告）

第九十四 （特別報告第二百八十三號）重要物産同業組合法中改正の請願（委員長報告）

第九十五 （特別報告第二百八十四號）鑛業法中

第九十六　**改正の請願**　（委員長報告）

（特別報告第二百八十五號）**水產組合法中組合費强制徵收に關する規定追加の請願**　（委員長報告）

第九十七　（特別報告第二百八十七號）**國立水產試驗場設置の請願**　（委員長報告）

第九十八　（特別報告第二百八十八號）**魚市場法制定の請願**　（委員長報告）

第九十九　（特別報告第二百九十號）**養殖事業獎勵法制定の請願**　（委員長報告）

第百　（特別報告第二百九十一號）**製乳事業保護法制定の請願**　（委員長報告）

第百一　（特別報告第二百九十二號）**畜牛及乳牛輸送法改正の請願**　（委員長報告）

第百二　（特別報告第二百九十三號）**畜產組合法中改正の請願**　（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一昨二十四日貴族院に於て本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

地方鐵道法案（政府提出）

輕便鐵道補助法中改正法律案（政府提出）

鐵道抵當法中改正法律案（政府提出）

鐵道船舶郵便法中改正法律案（政府提出）

鐵道營業法中改正法律案（政府提出）

軌道條例中改正法律案（政府提出）

仙北輕便鐵道買收費支辨の爲公債發行に關する法律案（政府提出）

大正七年法律第三十七號中改正法律案（本院提出）

一去十九日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員山根正次君提出東京帝國大學醫科大學内に精神病學教室及病室新設に關する質問に對する答辯書

衆議院議員田中善立君提出宗教法制定に關する質問に對する答辯書

一昨二十四日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員鈴木富士彌君提出社會主義取締に關する質問に對する答辯書

衆議院議員押川方義君提出外交問題に關する再質問に對する答辯書

衆議院議員岩崎勳君提出神祇管掌特別官衙設置に關する質問に對する答辯書

衆議院議員高田耘平君提出復權に關する再質問に對する答辯書

一今二十五日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員秋山金也君提出同仁會に關する質問に對する答辯書

衆議院議員小山松壽君提出勞働政策に關する再質問に對する答辯書

衆議院議員横山勝太郎君外三名提出淸涼飲料水營業取締並に内務省令改正に關する質問に對する答辯書

衆議院議員上田彌兵衞君提出支那に於ける商標權侵害に關する質問に對する答辯書

衆議院議員高木益太郎君提出東京市に於ける風水害豫防に關する質問に對する答辯書

衆議院議員高島兵吉君提出吉野川改修工事に關する再質問に對する答辯書

衆議院議員齋藤紀一君提出東京市青山墓地移轉の件並墓地及埋葬取締規則第二條に關する質問に對する答辯書

衆議院議員田中善立君提出國民思想善導に關する第三質問に對する答辯書

衆議院議員楠原悅二郎君提出陸海軍大臣及臺灣朝鮮總督並に關東都督任用資格に關する質問に對する答辯書

衆議院議員田中萬逸君提出靑年指導に關する第三質問に對する答辯書

衆議院議員小林嘉平治君提出地方稅制限に關する再質問に對する答辯書

衆議院議員有森新吉君提出の中等學校教員待遇に關する質問に對する答辯書

大正八年三月十九日　　内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員山根正次君提出東京帝國大學醫科大學内に精神病學教室及病室新設に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員山根正次君提出東京帝國大學醫科大學内に精神病學教室及病室新設に關する質問に對する答辯書

東京帝國大學醫科大學に於ては精神病學の研究に付目下巣鴨病院を使用しつゝあり尙將來の事に關しては十分之を考慮せむとす

右及答辯候也

大正八年三月十九日　　文部大臣中橋德五郎

大正八年三月十九日　　内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員田中善立君提出宗教法制定に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員田中善立君提出宗教法制定に關する質問に對する答辯書

政府は宗教法制定の必要を認むと雖も之か調査は最も愼重を加へさるへからす

一現内閣に於て宗教法案提出を延期せる事實なし

一宗教制度調査會設置に關しては今日未た言明するを得す

一宗教監督の方針は變更を來せることなし

一政府は歐米の宗教制度に關し更に充分の調査を加へ之を參酌するの要ありと認む

右及答辯候也

大正八年三月十九日　　文部大臣中橋德五郎

大正八年三月二十四日　　内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員鈴木富士彌君提出社會主義取締に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員鈴木富士彌君提出社會主義取締に關する質問に對する答辯書

社會主義に關しては從來其の内容を検覈し社會の實情に鑑み必要に應して之か取締を爲せるものにして敢て苛酷の取締を爲せるものと認めす

右及答辯候也

大正八年三月二十四日　　内務大臣床次竹二郎

大正八年三月二十四日　　内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員押川方義君提出外交問題に關する再質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員押川方義君提出外交問題に關する再質問に對する答辯書

講和會議の目的は單に敵國と和を講するのみならす世界恆久の平和を確保すへき諸條件を審議決定するに在り而して之に對する帝國政府の方針は誠意列國と協戮して右目的に貢獻すへきことを努むると同時に帝國の正當なる權利と大局の利益とを保全せむことを期す

右及答辯候也

大正八年三月二十四日　　外務大臣子爵内田康哉

大正八年三月二十四日　　内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員岩崎勳君提出神祇管掌特別官衙設置に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員岩崎勳君提出神祇管掌特別官衙設置に關する質問に對する答辯書

神社行政振作の必要は政府も感を同ふする所なり今次の神社局擴張豫算も亦其の趣旨に外ならす更に必要に依りては相當の考慮をなすへし

右及答辯候也

大正八年三月二十四日　　内務大臣床次竹二郎

大正八年三月二十四日　　内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員高田耘平君提出復權に關する再質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員高田耘平君提出復權に關する再質問に對する答辯書

復權の上奏を爲すと否とは選擧權被選擧權を禁止せられたる者に付各別に諸般の情狀を考査したる上決定するものにして右選擧權被選擧權を禁止せられたる者か黨派の何れに屬するやは上奏の手續を爲すに付何等關係する所なし

右及答辯候也

大正八年三月二十四日

司法大臣原敬

大正八年三月二十五日

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員秋山金也君提出同仁會に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員秋山金也君提出同仁會に關する質問に對する答辯書

一同仁會の經營に係る北京日華同仁醫院か規模狹小なるは事實と認む目下同會に於ても該醫院の規模を擴張せむとするの議あり唯其の實行は巨額の經費を要するを以て遽に完備を期する事を得さるも醫院の内容に至りては速に之か充實を圖らむか爲有力なる專任院長を招聘する等種々計畫中にして政府は相當の督勵を怠らさるへし

二同仁會は其第二期計畫として漢口濟南南京（又は上海）に順次醫院を建設する豫定なりし處其後事情の變化及各地居留民の意嚮等に顧み先つ漢口及上海の兩地に規模大なる醫院を設立するの急務なるを認め國庫補助金增額方政府に出願せり依て政府に於ては目下右願意詮議中なり

三同仁會に於ては先つ第二期計畫を完成して一段落を告けたる上始めて第三期計畫に移るを得策となせり而して同會は各醫院完成後に於ても當分の間は經常費の補助を仰くの必要ありとなし前項出願中の國庫補助金增額は追て之を寄附金の一部と共に經常費補助に充實せむとするものにて政府に於ては前二項と併せて目下詮議中なり

四同仁會か大正七年度に於て募集したる寄附金額は九萬七千二百七十九圓なり

右及答辯候也

大正八年三月二十五日

外務大臣子爵内田康哉

大正八年三月二十五日

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員小山松壽君提出勞働政策に關する再質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員小山松壽君提出勞働政策に關する再質問に對する答辯書

國際勞働の問題に付ては未た具體的に確定する所なく本件に關しては尙ほ未た答辯するの域に達せす

右及答辯候也

大正八年三月二十五日

内務大臣床次竹二郎

外務大臣子爵内田康哉

大正八年三月二十五日

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員横山勝太郎君外三名提出清涼飲料水營業取締竝内務省令改正に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員横山勝太郎君外三名提出清涼飲料水營業取締竝内務省令改正に關する質問に對する答辯書

清涼飲料水は國民の保健飲料として奬勵の必要を認むるも現在の取締狀況は不適當なりとは認めすされか取締規則は必要に應し改正を行ひつゝあり

右及答辯候也

大正八年三月二十五日

内務大臣床次竹二郎

大正八年三月二十五日

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員上田彌兵衛君提出支那に於ける帝國商標權侵害に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員上田彌兵衛君提出支那に於ける帝國商標權侵害に關する質問に對する答辯書

政府は支那政府をして其の商標法を制定實施せしむるに付多年努力する所あり而して大正三年中支那政府より北京外交團の意見を求め來りたる支那商標條例草案に關しても我國は商權の保護上必要と認むる修正意見を支那農商部に申入るる所ありしか時恰も歐洲戰亂の勃發に際し關係各國の使臣中本國の訓令に接せさる爲之に對する意見を呈示せさるものあり又回答を爲したる各國間に於ても其意見の合致せさるものありて支那政府は自然同條例の制定を遷延し居るの狀態なり然るに支那に於ける我商標の保護は平和克復と共に益々其の必要の痛切なるものあるを信するを以て政府は從來の方針を持續し其目的の貫徹を期せむとす

右及答辯候也

大正八年三月二十五日

農商務大臣山本達雄

外務大臣子爵内田康哉

大正八年三月二十五日

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員高木益太郎君提出東京市に於ける風水害豫防に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員高木益太郎君提出東京市に於ける風水害豫防に關する質問に對する答辯書

質問に係る防波堤の築造は海嘯颶風に因る水害の防禦上相當の効果ありとするも東京灣築港計畫と密接の關係を有するを以て該計畫と相俟て愼重攻究の上之か決定を爲すの要あるものと認む

右及答辯候也

大正八年三月二十五日

内務大臣床次竹二郎

大正八年三月二十五日

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員高島兵吉君提出吉野川改修工事に關する再質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員高島兵吉君提出吉野川改修工事に關する再質問に對する答辯書

吉野川北岸に既成築堤中昨年洪水の際流材の衝突に因り些少の損傷を受けたるものあるも決潰の虞あるか如き狀態を呈したる箇所を認めす又北岸工事は今後着々其の工程を進むる豫定なり

右及答辯候也

大正八年三月二十五日

内務大臣床次竹二郎

大正八年三月二十五日

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員齋藤紀一君提出東京市青山墓地移轉問題の件竝墓地及埋葬取締規則第二條に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員齋藤紀一君提出東京市青山墓地の移轉問題の件竝墓地及埋葬取締規則第二條に關する質問に對する答辯書

青山墓地設定後東京市進展の狀況に伴ひ人家の之に接近するものあるに至りたるも決定以來傳染病患者の死體の土葬を此に許可したることなし該墓地移轉に付ては相當考慮すへきも目下直に之を移轉する意思なし

右及答辯候也

大正八年三月二十五日

内務大臣床次竹二郎

大正八年三月二十五日

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員田中善立君提出國民思想の善導に關する第三質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員田中善立君提出國民思想の善導に關する第三質問に對する答辯書

國民思想善導に關する第三質問に對する答辯書中社會的施設の範圍は廣汎にして玆に一々之を列擧するを得ず國民思想善導上必要なりと認めらるる諸般事項に關しては銳意其の改善を期しつつあり田中渡邊兩伯及古賀廉造任用の件に關しては一月三十一日衆議院議員鈴木富士彌君の質問に對する原内閣總理大臣の答辯に依り了得せられたし

右及答辯候也

大正八年三月二十五日

内務大臣床次竹二郎

文部大臣中橋德五郎

大正八年三月二十五日

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員植原悅二郎君提出陸海軍大臣及臺灣、朝鮮總督竝關東都督任用資格に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員植原悅二郎君提出陸海軍大臣及臺灣、朝鮮總督竝關東都督任用資格に關する質問に對する答辯書

關東都督は之を文武官の何れよりも任用し得る如く近く改正するの議あるも其の他は目下改正の意無し

右及答辯候也

大正八年三月二十五日

内閣總理大臣　原　敬

海軍大臣　加藤友三郎

陸軍大臣　田中義一

大正八年三月二十五日

内閣總理大臣　原　敬

衆議院議長　大岡育造殿

衆議院議員田中萬逸君提出青年指導に關する第三質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員田中萬逸君提出青年指導に關する第三質問に對する答辯書

青年の指導に關しては當初より一貫せる方針に據り何等の變革を加へたることなし從て毫も方針變更の訓示を爲すの必要を認めす

右及答辯候也

大正八年三月二十五日

内務大臣　床次竹二郎

文部大臣　中橋德五郎

大正八年三月二十五日

内閣總理大臣　原　敬

衆議院議長　大岡育造殿

衆議院議員小林嘉平治君提出地方税制限に關する再質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員小林嘉平治君提出地方税制限に關する再質問に對する答辯書

現行地方税附加税の制限率は曩に答辯せし如く負擔の關係に鑒みて定められたるものにして政府は目下大體に於て商工業者と農民との間に負擔の均衡を得さるものと認めす

右及答辯候也

大正八年三月二十五日

内務大臣　床次竹二郎

大藏大臣　男爵高橋是清

大正八年三月二十五日

内閣總理大臣　原　敬

衆議院議長　大岡育造殿

衆議院議員有森新吉君提出中等學校教員待遇に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員有森新吉君提出中等學校教員待遇に關する質問に對する答辯書

一　中等學校教員の待遇は尚未た十分なりと認むる能はす政府は地方當局を督勵し地方公共團體の財政狀態を斟酌して相當の措置を講せしめ其の他待遇の向上に關しては目下考慮中なり

二　私立中學校教員に對し恩給を支給することに就ては今日之を豫定するを得す

右及答辯候也

大正八年三月二十五日

文部大臣　中橋德五郎

〔左の報告は朗讀を經ざるも參照のため玆に掲載す〕

一昨二十四日委員長及理事互選の結果左の如し

新聞紙法改正に關する建議案委員

委員長　川原茂輔君

理事　丸山豊治郎君　小山松壽君　白河次郎君

北海道拓殖完成に關する建議案委員

委員長　東　武君

理事　佐々木平次郎君

外交問題に關する再質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月十二日

提出者　押川方義

贊成者　金杉英五郎　外三十一人

外交問題に關する再質問主意書

本員提出に係る外交に關する質問に對し政府の答辯に依れは聯合與國總會議に於て未た何等講和事項を提案したることなしと然るに講和會議に於て帝國政府の執らむとする外交上の方針及政府の決意の存する處に付了解する能はす依て更に明確なる答辯あらむことを望む

右及再質問候也

神祇管掌特別官衙設置に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月十七日

提出者　岩崎　勳

贊成者　前田米藏　外三十一人

神祇管掌特別官衙設置に關する質問主意書

衆議院は内外の情勢に鑑み戰後思想界の趨勢を察し我か國體の精華たる祭祀制度を振張せむか爲に大正七年神祇に關する特別官衙を設置し神社行政を統一し神宮神社神官神職に關する諸般の施設を完全ならしめむことを建議し國務大臣は内務大臣の管掌を離れさる範圍に於て該建議の趣旨に同意なることを答辯せり而して大正八年度の豫算を見るに僅に神社局擴張費二萬餘圓を計上せるに過きす政府は斯の如き貧弱なる經費を以て能く本院建議の趣旨を貫徹し得へしと思考するか

今や歐洲戰亂に終結を告くると共に果然思想界の動搖容易ならさるものあり敬神崇祖の國風を振張し萬邦無比の國體を擁護するの必要愈急なるを認む政府は更に神社行政振作の計畫を立て相當の施設を爲すの意思ありや

右及質問候也

復權に關する再質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月十七日

提出者　高田耘平

贊成者　本田恒之　外三十二人

復權に關する再質問主意書

復權に關する質問に付書面を以て答辯せられたるも要領を得す依て更に答辯を望む

小野崎某を復權せしむると同時に同一情狀にある他の選擧權被選擧權停止者を復權せしむるを以て公平の處置と信す然るに特に小野崎某のみに就き上奏の手續を爲し他を顧みさりしは同人と同一の情狀にあるもの無しと認めたるに因るか或は小野崎某か政府與黨の一員たるに依り特に同人のみを復權せしむるの方法を採りたるか

右及再質問候也

勞働政策に關する再質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月六日

提出者　小山松壽

贊成者　武富時敏　外三十五人

勞働政策に關する再質問主意書

勞働政策に關する本員の質問に對し政府の答辯は要領を得す左記事項に付更に明答を求む

一　講和會議に列し國際聯盟の設定に同意し勞働立法の決議に加入したる我か委員は勞働の自由、平等、無差別、門戸開放に關し主張を透徹せしむるの準備あること勿論なるへしと信す政府の之に對する所見如何

一　國際勞働立法の主要目的は聯盟條約國の勞働者の公正にして且人道的位地を得せしむるに在り即ち勞働資本兩者の協調を以て相互の福利を增進せしめむとするものにして加盟國の規約違反に對し經濟的制裁を規定せむとす之れ我か産業に重大の關係を有する制度改造の問題なり之に對し政府は如何なる所信を有するや

一　國際勞働條約に加盟する國の資格として勞働組合を有することを其の條件とす然るに我か國には未た勞働組合と認むへきものなし之か成立を促進するに付ては救濟事業調査會の政府に對する答申には治安警察法第十七條第二號の誘惑煽動に關する規定を削除するを以て適當の方法なりとせり政府の所見如何若政府に於て其の答申と見解を異にすとせは國際勞働立法加盟に伴ふ措置を如何にせむとするか

右及質問候也

清涼飲料水營業取締並内務省令改正に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月七日

提出者　横山勝太郎　三木武吉　田中善立　鈴木富士彌

贊成者　樋口秀雄　外三十六名

清涼飲料水營業取締並内務省令改正に關する質問主意書

第一　今や學術上より統計上より酒の性質を論斷して禁酒は世界の大勢となれり獨逸は國産の麥酒をすら壓迫せり米國四十九洲中の殆と全部の各洲は禁酒令を勵行し最近の電報に依れは禁酒令は上院をも下院をも通過せり先年日本の米國視察團員か受けたる四十回の歡迎會中酒を使用

せる者は僅僅二箇所に過ぎさりしと云ふ酒に代はるノ類の飲料には清涼飲料水及果實汁にして此等の飲料は各國共に國民の保健飲料として安全美味なる飲料を廉價に供給する工夫を考慮しつゝあり我か邦に於ても國民の保健衞生上並風紀上清涼飲料水或は果實汁の製造販賣を獎勵し以て多年國民飲酒の惡弊を矯正するの必要ありと信す政府の所見如何

政府は清涼飲料水及果實汁を以て國民的飲料とするの意思なきや如何

第二　從來清涼飲料水及果實汁に對する政府の取締方法を見るに甚た酷に失し斯業奬勵の趣旨を沒却するものあり例へは麥酒の如き何等の取締法規なきを以て都鄙を通して如何に溷濁の甚しきものを販賣するも何等制裁を加へさるは顯著なる周知の事實なるに清涼飲料水及果實汁等に對しては些の沈澱溷濁あるも直に之を檢擧して司法處分に移し以て當業者をして罰金刑の處罰を受けしむ之か爲に當業者は營業數年にして數回若は數十回の處罰を受くるものを生す

抑明治三十三年法律第十五號第一條に依れは

「販賣ノ用ニ供スル飲食物ニシテ衞生上危害ヲ生スル虞アルモノハ法令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ於テ其ノ販賣ヲ禁止スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ物品ヲ廢棄セシムルコトヲ得

但シ所有者若ハ所持者ニ於テ衞生上危害ヲ生スル虞ナキ方法ニ依リ之ヲ處置セムコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得」

とありて斯業取締に關する根本的取締法規に於ては「衞生上危害ヲ生スル虞アルモノ」の取締を爲すに過きす又當業者をして「衞生上危害ナキ方法ニヨリ處置スルコトヲ許ス」ものなるに此の當業者の自由處置を絶對に許容せさるのみならす明治三十三年內務省令第三十號清涼飲料水營業取締規則なる行政命令の第五條に於ては單に溷濁したるもの沈澱物又は固形の夾雜物あるものは其の危害の有無に拘らす之を罰するか如き法規を作りたるを以て行政官吏は苟も沈澱物若は夾雜物あるものは悉く之を檢擧し當業者は何等危險なき場合に於ても尙處罰せらるるの不幸に遭遇す政府は清涼飲料水若は果實汁製造販賣業者に對し細菌絶無の製品を出すことを要求するか又細菌絶無の製品を出すことを得と信するか又空中水中の僅少なる無害酵母の潜入に依て酒精醱酵を起し沈澱溷濁を生するか如き場合に於ても有害なりとして取締らむとする乎

（大正八年二月二十日付衆議院議員岩崎勳氏外三人の紹介に係る清涼飲料水營業取締內務省令改正請願書參照）

第三　斯業の歷史を案するに西洋に於ては約二百年の沿革を有するものの如きも我か邦に渡來せるは僅に二三十年にして「サイダ」の發賣の如きは十一二年前のことに屬す大に斯業を奬勵して發達進歩せしむへき必要あるや勿論なり然るに一面に需要多き麥酒の如きものに對する取締を放擲し一面斯業者に對して明治三十三年內務省令第三十號の取締法規を適用して檢擧の峻烈を極むるは清涼飲料水及果實汁に對する根本行政に於て甚た失當なりと思料す政府の所見如何又該內務省令は斯界の現狀に適せさる過酷なる法規なりとは信せさるや如何換言すれは內務省令改正の急を認めさるや如何

第四　清涼飲料水及果實汁の取締に關し何等專門的知識を有せさる警察官を以て直接監視の衝に當らしむるは斯業者側に於て大に危懼の感を生せさるを得さる點なり元來斯業者は一般需要者の保健衞生を顧慮し官憲の監督指示の下に工場及製造法の改善に關し非常なる苦心勞力費用を投して製品の信用と權威を維持せむとするに急にして得る所の利益の如き製造業者に在りては問屋仲買等の配給機關を通して需要に應するの狀況なるを以て其の間に利益を分配せられ四打一箱に付僅に二十錢以上三十錢以下の少利を得るに過きさるなり然るに何等鑑識なき警察官か其の獨斷を以て販賣を禁するか如きは國民財產權の危機なりと云はさるへからす此の點に關し現政府は何等改善を加ふるの意なきか如何

第五　清涼飲料水に關する現行內務省令は其の制裁過酷に失し斯業者を驅て悉く犯罪者たらしめすむは已まさるの概あり

依て大要左の如く改正するを以て適當なりと思料す

此の點に關する政府の意見如何

明治三十三年內務省令第三十號清涼飲料水營業取締規則と改正希望案

現行省令原文

第一條　本則ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スル「ラムネ」「リモナーデ」（果實水、薄荷水及桂皮水ノ類ヲ含ム）、曹達水及其ノ他炭酸含有ノ飲料水ヲ謂フ

清涼飲料水營業者ト稱スルハ清涼飲料水ノ製造（清涼飲料水ニ供スル鑛泉ノ採取ヲ含ム以下倣之）販賣又ハ請賣ヲ營業ト爲ス者ヲ謂フ

第五條　清涼飲料水營業者ハ左ノ清涼飲料水ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

一　溷濁又ハ變敗シタルモノ

二　沈澱物又ハ固形ノ夾雜物アルモノ

三　鹽酸、硝酸及硫酸其ノ他遊離鑛酸ヲ含有スルモノ

四　砒素、安知母紐謨、鉛、亞鉛、銅、錫ヲ含有スルモノ

五　有害性其ノ他製造地又ハ輸入地地方長官ノ許可ヲ受ケサル「テール」色素ヲ含有スルモノ

六　「サッカリン」其ノ他人工甘味質ヲ含有スルモノ

七　有害性芳香質ヲ含有スルモノ

八　防黴腐ヲ含有スルモノ

第六條　清涼飲料水製造者ハ其ノ氏名、社名、營業所ノ所在並製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタルモノニ就テハ此ノ限ニ在ラス

改正案

第一條　本則ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ニ供スル「アルコール」ヲ含マサル人工又ハ天然ノ炭酸瓦斯含有飲料、食卓用鑛泉及人工又ハ天然ノ果實汁、果實蜜、桂皮水ノ類ヲ云フ但シ芳香ヲ附スル爲ニ使用スル「アルコール」[illegible]ヨリ來ル〇〇%以下ノアルコール含有ハ此ノ限ニ在ラス

清涼飲料水製造營業者ト稱スルハ清涼飲料水ノ製造販賣ヲ爲スモノヲ謂ヒ清涼飲料水販賣業者ト稱スルハ清涼飲料水ノ請賣ヲ營業トスルモノヲ謂フ

第五條　清涼飲料水製造業者ハ左ノ清涼飲料水ヲ製造シ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ貯藏スルコトヲ得ス

一　溷濁又ハ變敗シタルモノ

但シ「レモンスクワッシ」又ハ「ストーンジンジヤ」ノ如キ本來ノ性質トシテ溷濁又ハ沈澱物アルモノ又ハ「ソーダフオソンテーン」ニ於テ天然果實ヲ混和シテ即席ニ飲用セシムル飲料ハ變質セサル限リ不良品ト認メス販賣シ得ルモノトス

二　沈澱又ハ固形ノ夾雜物アルモノ

但シ本來ノ性質上沈澱アルモノ又ハ「ソーダフオンテーン」ニ於テ天然果實又ハ「ジヤミ」ヲ使用シ即席ノ販賣ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラス

三及四ハ原文ノ通

五以下八項迄ハ第四條ニ規定サレアルヲ以テ茲ニ重出セシムル必要ナシ

第六條（新設）

清涼飲料水請賣業者ハ左ノ清涼飲料水ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

第五條第一項第二項ト同シ

第七條（原文ノ第六條）

一項原文ノ通

二項

「テール」色素ヲ含有スル清涼飲料水ニハ製造者又ハ輸入者ハ其ノ容器ニ人工着色ノ文字ヲ明記スヘシ

第九條　地方長官ハ第三條ノ器具第五條ノ清涼飲料水ニ關シテハ明治三十三年月二法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第十一條　清涼飲料水營業者虛僞ノ記載ヲ爲シタル封緘票紙ヲ貼用シ若ハ貼用セシメタル者又ハ封緘票紙ニ虛僞ノ改竄ヲ爲シ若ハ爲サシメタル者ハ二十五日以下ノ重禁錮ニ處ス

第十二條　左ニ揭クル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

一　認可ヲ受ケスシテ第二條ノ營業ヲ爲シタル者

二　第三條乃至第五條ニ違背シタル者

以上

右及質問候也

支那に於ける帝國商標權侵害に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月十三日

提出者　上田彌兵衞

贊成者　金杉英五郞　外三十一人

支那に於ける帝國商標權侵害に關する質問主意書

支那に於ては未た商標法の制定なきを以て我か邦商品の僞造模倣等到る所に行はれ我か邦商標權の侵害せられたるもの多く爲に邦貨は故なくして粗製濫造の非難を蒙りたる事例尠しとせす往年支那政府に於ては商標保護に關する規則を發布せられ

本項削除

第十條（原文ノ第九條）

地方長官ハ第三條ノ器具第四條第五條第六條ノ清涼飲料水ニ關シテハ（以下原文ニ同シ）

第十二條（原文ノ第十一條）

清涼飲料水製造營業者ハ虛僞ノ記載ヲ爲シタル「レッテル」効能書又ハ封緘票紙ヲ貼用シ若ハ貼用セシメタルモノ又ハ請賣人ニ於テ虛僞ノ改竄ヲナシ若ハ爲サシメタルモノハ〇〇圓ノ罰金ニ處ス

第十三條（原文ノ第十二條）

左ニ揭クル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　許可ヲ受ケスシテ第二條ノ營業ヲ爲シタル者

二　第三條第四條及第五條ノ第三項第四項ニ違背シタル者

第十四條（新設）

左ニ揭クル者ハ販賣ヲ禁止スルカ又ハ三圓以下ノ科料ニ處ス（但シ警察處分ノ事）

一　第五條第一項第二項ニ違背シタル者

二　第六條第一項及第二項ニ違背シタル者

たるも遂に之か實施を見るに至らすして今日に及へり帝國政府は之に對し如何なる措置を執りつつありや亦將來如何なる方針を以て之か取締を爲さむとするや政府の所見如何

右及質問候也

東京市に於ける風水害豫防に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月十五日

提出者　高木益太郎

贊成者　鈴木梅四郎　外二十九人

東京市に於ける風水害豫防に關する質問主意書

帝國の首都たる東京市の一部並其の附近の地たる

水害を蒙ること迚りにして之を歷史に徵するに德川氏入國即ち天正十八年より大正八年に至る三百二十九年間に於ける風水害は實に二百二十七回の多きに及ひ其の內海嘯の害は二十三回即ち十五年に一回の割合なり颶風の害は三十六回即ち九年に一回の割合なり是を最近の實例に見むか左の如き慘狀を呈せり

大正六年十月一日の水害

深川區のみを以てして

死者	七十九人
傷者	百六十一人
行衞不明者	未詳
家屋全潰	百四十四戶
家屋半潰	九十八戶
床上浸水	三萬五千六百四十四戶
床下浸水	二百四十八戶

其の他工場倉庫の損害、居住民の商品家財の流失又は浸水せし損害は深川區役所の調査に依るも約三千五百萬圓なりと云ふ此の他に京橋月島、南葛飾郡砂村及各方面に於ける被害と損害とは實に想像に餘りあり

明治四十四年六月十九日の水害（颶風）

死者	一人
傷者	十一人
家屋全潰	九十七戶
同半潰	五十九戶
同破損	五百六十二戶
浸水	八千二百五十三戶
船舶損害	百十三艘

同年七月二十六日（海嘯）洲崎堤防破壞せり

死者	五十二人
傷者	四十八人
行衞不明者	十五人
家屋全潰	三百四十八戶
同半潰	八十三戶
同破損	八百〇三戶
浸水	九萬六千四十一戶
船舶損害	六百六十七艘

同年八月十日（雨水）

浸水	七萬三千七百十六戶

明治三十三年（颶風）

家屋全潰	三十八戶
同半潰	九戶
同破損	一千百八十七戶
浸水	一萬四千七百五十二戶

明治三十年九月（海嘯激浪）

洲崎辨天町堤防百間決潰

浸水七千餘戶

明治二十八年七月二十五日（颶風）

明治二十四年九月三十日（颶風）

明治二十一年九月十一日十二日（颶風）

明治十八年七月一日（海潮）

明治十七年九月十五日（颶風）

同年八月二十六日（山水）

明治十三年十月四日（颶風）

明治四年七月十九日（海嘯）死傷者を出せり

慶應元年六月十五日夜（海潮）

深川の浸水床上五尺餘

安政六年七月二十五日（小海嘯）

葛西領一面浸水せり

安政三年八月二十五日（海嘯）

記錄に徵すれば

西本願寺本堂は風の爲に倒れ

深川仲町假宅遊女屋潰れ

洲崎辨天附近茶屋小屋全部潰れ

砂村一圓高浪の爲流出死傷夥し

本所深川は床上三尺餘浸水

水災の損害は地震の損害よりも更に慘狀を呈せる旨記載あり

天保七年七月十八日（海嘯）

洲崎辨天土手破潰

文政六年八月十七日（海潮）

記錄に依るに

高浪人家浸され死人傷者多し

高輪人家浪の爲流れたり

死者數千人あり

文政五年八月十五日より二十六日に至る颶風

寛政三年　三度海嘯あり

八月六日　海邊は潮水浸し深川金岡橋、入船橋、三萬坪より茂森町に渡せる橋等流失又海邊橋流失の爲往來を中止し龜久橋より往來せり

八月二十日（小海嘯）

九月四日（大海嘯）

佐賀町浸水床上　六七寸
越中島　四尺
木場町　二三尺
寺町　二尺
扇橋　二尺
黑江町　二尺
猿江裏　三尺
六間堀町　一尺

永代橋破壞し二十七間流失

洲崎附近被害最甚だしく辨天前の住民家屋共流失して行衞不明

本所、深川、砂村、龜井戸死人多く親船三艘永代橋へ突當り二艘は三ツ又迄流る

吉祥寺門前金佛流れ出し、辨天の土手二百八十五間決潰

爲に石標を建て人家を建つることを禁せり銘に曰く

此所寛政三年波荒の時家流れ人死するもの少からす此の後高浪の變計り難く流失の難謂ふへからす是より西は入船町を限り東は吉祥寺に至る迄凡長三百八十五間餘の所家居取拂ひ明地となし置くものなり

寛政六年葛西甲寅十二月誌

此の外に

明和二年　（海嘯）
延享元年　（海嘯）
寛保二年　（海嘯）
寶永四年　（海嘯）
延寶八年　（海嘯）
延寶五年　（海嘯）

以上の外山水霖雨の被害等を數へ來らは實に夥しき統計を示すへく單に海嘯颱風のみを以てして前記の實蹟に依り十五年に一回の大海嘯と九年に一回の大颱風海水の災害は免れ能はさることを證せり

殊に近年都市の膨脹は益激甚を來し本所、深川、砂村の如き人家の稠密と人口の增大とは驚くへきものあり且東京市か工業地として今後益多數工場の建設を見るへき傾向あるにも拘らす來るへき海嘯の災害を想像せむか大正六年に於ける深川區の損害三千五百萬圓より推して是を數年の後に想到せは實に七千萬圓乃至一億萬圓にも達するならむか是れ單に會社工場及個人直接の被害のみを以て見るへきに非す國家其の者の損害や實に多大なりと謂ふへく而も多數の死傷者を出すに至りては社會人道上閑却すへからさる問題なりと謂はさるを得す然り而して是等水害の結果間接に影響するところは惡性の病根の發生と爲り其の及ふところ單に水害被害地のみに止らぬ斯の如くむは住民爲に生活の安定を缺き商工爲に振はさるに至らむこと必せり

今風水害其のものの主因を見るに

一　海嘯
二　颱風
三　暴風雨
四　大雨
五　霖雨

の五種にして後者の暴風、大雨等に基因せる水害は荒川改修工事の落成に俟ちて其の損害を除却するを得へく霖雨に因る地水は盛土に依りて是を防くを得へし若夫れ海嘯颱風の水害に至りては是か根本策は到底一地方自治團體の能く爲し能ふ所に非す之か根本的防禦策の施設は刻下の急務なりと認む

之を經驗ある者の言に聞くに固より海嘯颱風の水害を防くへき根本策としては現在の堤防を以てしては竟に不可能にして一度突擊し來りたる怒濤は堤防上二丈若は三丈に上騰し斯して堤防を打ち越し來りたる強大なる水力は縱横に彌漫して家屋樹木等を倒潰し去るに至る

故に是か防止策としては海中に防波堤を築くに在り此の防波堤を以て打ち込み來る高浪又は平押しに襲ひ來る大浪を此に打當らしめ怒濤をして乘り越さらしむるに在り斯して一度衝突したる激浪及乘り越し來りたる水力は此の防波堤の爲に終に拒勢し去らる是等打越し來りたる高浪の堤の內面に展開し再ひ現在の堤防に衝突し來るも亦是を打越すの餘力なく此に始めて現在の堤防は能く防水の効を奏するに至れはなり此に於てか隅田川々口より中川の川口に至る海中防波堤を築造するの急を認む

若夫れ中川々口より千葉縣方面に至る防波堤を延長し來らは其の結果更に良好なるものあるへし

今其の防波堤の築堤位置及構造を私考するに現在の堤防より相當の距離約一哩沖へ高さ十八尺上積み三間根底之に準したる堤防を築くに在り而して堤上に樹木を配し電燈を點し夏時に於ける納涼地若は平時遊園の地に使用すへく美景を添へは更に妙と云ふへし

然らさるも海苔の干場等有益に使用し得るの手段敢て一二ならさるへく是か經費の大略は延長約五千間として一間五百圓計二百五十萬圓を以て出來し得へきも是等は一に其の構造に準據せさるへからす

而して築堤の土壤は防波堤の內側より求め此に隅田川と中川とに通する一大運河を造るを要す元來荒川及中川の川口は常に川上より流るる砂土の爲に淺瀨を成し大船を入るゝに由なし依りて此の新河に依り隅田川と中川との連絡を保たは蓋其の効果實に偉大なるものあるへし

一說に龜井戸より分岐して海中鐵道を越中島に延長せる鐵道線路を造り此の線路に依り防波堤を代用せしむるの議ありと云ふも此の如きは毫も防波堤の効果無く且是をして怒濤拒勢の用に供すとせは運輸交通上重大責任ある鐵道として餘りに危險なりと謂はさるへからす一朝海嘯の襲來と共に忽ち不通となり汽車貨物は激浪の爲弄ふところとなり其の損害は測り知られさるへし鐵道延長に就ても先つ防波堤を築造し海嘯に備へ其の內面なる安全地帶に之を敷設するの便なるに如かさるなり

政府の所見如何

右及質問候也

吉野川改修工事に關する再質問主意書

右成規に依り提出候也

大正八年三月十八日

提出者　高島　兵吉

賛成者　鈴木　梅四郎　外二十九人

吉野川改修工事に關する再質問主意書

曩に本員の爲したる質問に對し去三月十日床次內務大臣より受領せし答辯書に依れは「改修工事は適當なる工法に依り施行中にして築堤工事粗略に失することなしと認む」とあれとも北岸の既成築堤中缺壞徵候の箇所あるのみならす北岸閘門及運河の如き未た何等の施設を見さるか爲南岸の完全なる工事と對比せす然るに是等の點に關しては更に安眠を得す

右及再質問候也

國民思想の善導に關する第三質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月十一日

提出者　田中　善立

賛成者　武富　時敏　外三十三人

國民思想の善導に關する第三質問主意書

國民思想の善導に關する再質問の答辯書中「健全なる思想を普及徹底せしむる各種の施設及思想を不健全ならしむる原因となるへき社會狀態の改善を目的とする各般の社會的施設」とある其の施設は如何なる施設なりや

風教の源泉たるへき　明治天皇の御傳記編修局及御詠編纂總裁或は顧問に人格醜惡にして綱紀の恥辱を受けむとせし伯爵田中光顯渡邊千秋を任用し又幾度か醜名を謳はれ終に第一審に於て有罪の身となりし古賀廉造を大官に就任せしめたるは一世の風教上將た官紀振肅上更に支障之れなきや明治四十四年二月十一日濟生會へ下し給ひし御詔勅にも背戾せすと思惟せらるる乎、

世界の大勢は民主主義極度に橫溢せるに拘らす我か國は今尚建國以來政治の根本義たる君民同治即ち民本主義の實現全からす五箇條の御誓文中官武一途庶民に至る迄各其志を遂け人心をして倦まさらしめん事を要すとの御聖旨は未た行はれす武官に在らされは陸海軍大臣及總督たるへからす又非立憲なる文官任用令及治安警察法は尚改廢せられす依然庶民の志を抑壓し言論集會等の自由を拘束す如斯にして目下大に安定を缺ける國民思想を善導するは難中の至難と思ふ之に對する政府の所見如何

右及質問候也

陸海軍大臣及臺灣、朝鮮總督並關東都督任用資格に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月十三日

提出者　植原　悅二郎

賛成者　鈴木　梅四郎　外二十九人

陸海軍大臣及臺灣、朝鮮總督並關東都督任用資格に關する質問主意書

時世の進運と我か憲政の過去及現在とに鑑み陸軍

大臣の任用資格を陸軍大中將に、海軍大臣を海軍大中將に制限するは憲法の運用を圓滑ならしむるの途に非さるは明なり立憲政治の健全なる發達を期せむと欲せは速に之に關する陸海軍省の官制を改正し此の制限を撤廢せさるへからす之に對する政府の所見如何

又臺灣總督政治實施以來二十有餘年關東都督政治及朝鮮總督政治實施以來何れも十有餘年を經過す而して其の基礎已に定まれり今や屬領地及殖民地政治の健全なる發達を圖らむと欲せは武官總督並都督制度を撤廢する官制の改正を爲ささるへからす之に對する政府の所見如何

右及質問候也

青年指導に關する第三質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月十四日

提出者　田中萬逸

贊成者　武富時敏　外三十五人

青年指導に關する第三質問主意書

青年指導に關する本員提出の再質問書に對する政府の答辯依然要領を得す因て左の事項に對し更に懇切明快なる答辯を求む

一現政府は曩に答辯したる趣旨に由り青年指導を爲しつつあるは本員是を了得す然るに前内閣即ち寺内内閣時代に於ては全然統一的の方針に依り青年を指導教育せしに非すや別言すれは寺内内閣時代に於ける青年指導の方針は明に國家的統一方針に遵り而して其の實施の方法に至りては主として軍國式指導に出りたるは天下公知の事實に非すや然れは現内閣か曩に本員の質問に對して答辯したる趣旨に基き青年を指導せむと欲せは先つ全國青年團並其の直接の指導者に向つて方針の變更を示し以て懇切に指導教育するの必要ありと信す然るに未た其の事なきは何故なるか

一再度に亘れる政府答辯の懇切を缺けるの點より見て或は前内閣即ち寺内内閣の青年指導の方針は決して統一的方針に非す其の實施の方法亦軍國式に非す從つて何等方針を變更するの必要なく復是を訓示するの要を認めすとの答辯を爲すやも知れさるも現内閣成立の當初床次内相か伊勢大廟に參拜の途次汽車中に訪問したる新聞記者に爲せる談話に依り寺内内閣か統一的方針に依り青年指導を行ひたるの事實を指摘認識せることを左の如きあり

（前内閣の行ひたる青年團統一が如何なる目的の下に爲されたかは知らないが一國元氣の中心たる青年團を一定の鑄型の中に嵌めむとするのは考へ者ではなからうか、時代遲れの軍國主義的統一などの非は謂ふ迄もないが）云々「大正七年十月二十二日大阪朝日新聞所載床次内相談話の一節」

以て床次内相か前内閣の執りたる青年指導の方針の統一的なりしを認識せるは自ら明々白々たるへし

一然るに曩に本員の質問に答辯せられし「其の實施の方法に至りては地方の情況に應して其の宜しきを制せむことを期しつつあり」との眞意並前陣伊勢大廟參拜の際床次内相か同く新聞記者に試みたる談話即ち

（青年團を統一するといふのはどういふ意味か知らんが統一なんかする必要は認めない各自好いと思つた方が特色を發揮すれば好いぢやないか）云々「大正七年十月二十二日大阪毎日新聞所載床次内相談話の一節」

の記事に徴し内相は非統一的方針即ち各青年團をして個々に其の特色を發揮せしむるに努められむとするの意思を有すること明白なり從つて現内閣の執れる青年指導の方針は前内閣即ち寺内内閣の實施したる青年指導の方針と全然正反對なること闡明せり政府の所見果して如何

一斯く其の方針の全然相背反せるに拘らす未た一片の訓示たに下さす又天下に向つて其の新なる方針を明示せむとはせす唯本員の質問に答へて僅に方針の變革を示すは口に方針の變革を叫むて、其の實施の方法は依然寺内内閣の方針を踏襲せむとする所存なるか或は又此の國民元氣の中心國家隆昌の根元たる青年指導の問題を輕視するの結果寛々乎として無爲以て今日に迨ひたるか敢て明答を求む

右及質問候也

地方税制限に關する再質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月二十日

提出者　小林嘉平治

贊成者　川崎安之助　外三十人

地方税制限に關する再質問主意書

現行地方税附加税の制限率は商工業者と農民との負擔の均衡を得たるものと認むるや政府の所見如何詳細なる説明を望む

右及再質問候也

中等學校教員待遇に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月二十一日

提出者　有森新吉

贊成者　鈴木梅四郎　外二十九人

中等學校教員待遇に關する質問主意書

一中等學校教員の待遇は他の學校教員に比して待遇の劣る處あるを見る之に對する政府の所見如何

二私立中等學校教員には恩給法の恩典なし之に對する政府の所見如何

右及質問候也

○横山勝太郎君　議長。

○議長（大岡育造君）　まだ會議を開きませぬ――是より會議を開き御諮り申す事があります、來る四月二十九日、皇太子殿下御成年式を擧げさせるやに拜聞致します、就ては此際　兩陛下並に　皇太子殿下に賀表を捧呈致したいと存じます、其賀表及捧呈は議長に御一任あらんことを望みます、幸に御異議が無ければ御起立を希望致します。

〔滿場起立〕

○議長（大岡育造君）　滿場一致可決致しました、本日の質問の日程第八を除く外、總て政府より答辯書がありましたから、八つだけを殘して他は之を削除致します。

○横山勝太郎君　議長。

○議長（大岡育造君）　横山勝太郎君、何ですか。

○横山勝太郎君　唯今淸涼飲料水營業取締並に内務省令改正に關する本員の質問に對し、答辯書を朗讀になりましたので、御意見の在る所は略々分りましたが、當席より唯々一言だけ發言を許されたいと考へます、其時期と場合は議長に於て然るべく御計を願ひます。

○議長（大岡育造君）　承知致しました。

○押川方義君　昨日本員の外交に關する質問に就きまして、外務大臣より答辯がございましたが、簡單にそれに就きまして意見を述べたいと思ひます、御許を願ひます。

〔「意見はいけませぬ」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　意見を述ぶることはどうですか。

〔「いけませぬ」「質疑だ」と呼ふ者あり〕

○押川方義君　先例彙纂に書いてあるのに「質問に對し國務大臣より答辯を爲したるとき提出者より其の答辯に關する意見を述へむことを請求したる場合には議長は直に之を許可するを例とす」とありまして、意見を述べることは先例のある事です。

○議長（大岡育造君）　順序を決めます、前から申出もありますからもう少し御待を願ひます。

○田中善立君　本員も國民思想の善導に關する第三質問の答辯に就て、意見を述ぶる事がありますから御許しあらんことを希望致します。

○有森新吉君　本員も意見を述べます。

〔笑聲起り拍手する者あり〕

○議長（大岡育造君）　先づ日程に在る質問を終りました上で、相當の手順を致したいと思ひます、滿蒙懸案地經過、西伯利の現狀及議員の政治道德に關する質問、兒玉右二君。

八　滿蒙懸案地經過、西伯利の現狀及議員の政治道德に關する質問（兒玉右二君提出）

滿蒙懸案地經過、西伯利の現狀及議員の政治道德に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正八年三月十五日

提出者　兒玉右二

贊成者　伊東知也　外二十九人

滿蒙懸案地經過、西伯利の現狀及議員の政治道德に關する質問主意書

一滿洲及蒙古に於ける土地懸案交渉中佐々江契約地と大倉牧畜事業との關係に對する政府の所見如何

一西伯利の現狀に對する當局の措置及兵力の對勢に關し政府の説明を求む

一議員の政治道德に對する總理大臣の解釋を求む

右及質問候也

〔兒玉右二君登壇〕

〔拍手起る〕

○兒玉右二君　私の提出致しました第一の質問は蒙古土地開墾案の事であります、是は實は私が質問をしたいと云ふ、私自身の考ではないのであります、私共同僚の松永安左衞門君が歐米漫遊の時に當つて、是非私から質問をして吳れろと云ふ私は依頼を受けたのであります、併し其事柄たるや、頗る議員として聽かざるを得ない事柄でありますから、採つて以て直ちに私の物として之を質問したいと思つて居りました、所が此佐々江嘉吉君と云ふ日本人が、蒙古の土地を開拓せんとする時に於て、張作霖との交渉に關する事柄でありますが、是は日本の方に於ては外務省が非常に親切に佐々江君に對して交渉の歩武を進めまして、而して奉天の總領事に於ても、日本人の權利伸張の爲めに極力其途を執らるゝと云ふことでありまして、今之を表立つて餘り言ふと云ふことは、面白くなからうと云ふ其筋からの注意もありましたから、此第一質問は私は取消すのであります第二の質問は極く廣汎的なものでありまして、西伯利に於ける日本軍隊の現狀、是は度々議員からも質問されて、政府からも答辯が出て居りますが、殊に日米關係に就ては、政府は成べく其鋒を避けて、言を左右に託せらるゝと云ふやうな觀が見えます、故に私は極く率直に政府から日米關係に就て、詳細に承りたいと思ふのであります、殊に軍事行動に就きまして、亞米利加の陸軍少將某が執らるゝ總ての手段が、吾々日本人としては頗る不愉快な感覺を持つこと、一再にして止まらないのであります、故に此關係に就ては、陸軍大臣に於ても、外務大臣に於ても、率直に話したいと云ふやうな御意嚮があるかのやうに承つて居りまするが故に、此西伯利問題、殊に日米の關係、兵制の關係、兵力の關係、及西伯利人に對する亞米利加の懷柔策が如何に陰險陋劣を極めて居るかと云ふことを、率直に陸軍大臣、及外務大臣より御答辯を得たいと思ふのであります、第三の議員の政治道德に關すると云ふ事は、本來私の如き德の足らざる者が政治道德呼はりをすると云ふことは、頗る不遜の事かのやうに自ら考へるのであります、議員中に於ても、最も先輩と吾々が尊敬する德の高き長者より、此事の御發言を吾々は希望しなければならぬと思ひます去りながら私の如き者が之を叫ばなければならぬと云ふ事態が若し起つて居るならば、是は反省すべき院內の一大事であるかのやうに考へて居るのであります、併し此事も成べく其外侮を防ぎたいと思ひます故に、甚だ形容大にして――質問の題大にして、其實質が甚だ貧弱でありますけれども、此議員の政治道德に關する質問も願くば私共自ら良心を責め、己れを反省して、背德非倫朝に贊成をして夕に翻り、或は權力の下に直ちに其節を二三にする、昨年決議をした事項が本年は權力の壓迫の爲めに、ころりと翻る抔と云ふことの無いと云ふことを、本員自ら良心に之を責めて、而して多く此侮を外に防ぐの意を奉獻致しまして、此質問も打切りたいと思ふのであります、故に質問の時間も甚だ短縮せられて居りますから、私が一寸一言失言であつたと云ふことを取消して置きたいと思ひますが、本年の一月の二十二日の晩でありましたか、三日の晩でありましたか、總理大臣の施政の御演說のあつた晩に、私が質問を致した時に、天皇を殺したと云ふことを私が申した、是は甚だ言葉の足りない――愼の足りない、洵に不謹愼な言葉であつたと思ひますが故に、謹んで此壇上より取消すのであります、是は御承知の通りに大寳令を見ますと、詔勅には天子と謂ひ、公文には天皇と謂ふのであります列國の天子天皇の議論も多少調へて採つて居りますが、斯樣な事を言ふと、學校の先生らしくなるから止めに致しますが、此天皇が斷頭臺に上つたとか、天皇が殺されたとか云ふ言葉は、是は實に我日本帝國の萬世一系の天子を戴く吾々臣民としては、實に不謹愼な言葉であつて、列國の官僚思想の進歩した――貴族政治の進歩した――酋長政治の進歩した國の王樣が殺されたとか、牢獄に投ぜられたとか云ふやうな、其列國に在る、斯の如き卑近なる最も卑しむべき慣例の言葉を以て、我國の國民より、而も議員の私として、諸君の前に此天皇と云ふ言葉を吐いたと云ふことは、非常に不謹愼な言葉と思ひますが故に、謹んで此事を謝し、此言を取消しまして、而して本日の質問は是で打切るのであります（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　横山勝太郎君。

○横山勝太郎君　此場合今日の日程の第二、清涼飲料水營業取締並內務省令改正の問題に就て、一言政府に申上げて置きたいと考へます、答辯書の內容も甚だ不備でありますが、併し會期切迫の場合、多くの時間を費すことは謹んで之を避けます、唯々政府が答辯書の冒頭に於きまして、清涼飲料水を國民的飮料として、奬勵しなければならぬと云ふことを御認になつたと云ふことは、深く之を感謝するのでありますが、それと同時に清涼飲料水は、御承知の通り六月、七月、八月、九月、所謂夏季の候に於て、最も多く之を使用するのであります、若し政府が御認になりました如く、內務省令の改正の必要があると致しまするならば、此時此際至急に御著手になることを希望するのであります、此時期を經過致しますれば、本年亦一箇年全國幾多の當業者が、甚だ迷惑を致すのでありますからして、折角吾々より提出したる質問の趣旨、並に請願書の趣旨を御容れになりまして、當業者に關する省令の改正の必要のあると云ふことを、御認になつて居るやうでありますからして、どうか其說を參酌せられまして、此際請願書並に質問趣意書に明揭してある所の事項に關して至急に改正に御著手あらんことを切に希望致します是だけを申上げて置きます。

○議長（大岡育造君）　以下尙ほ押川君、田中君、有森君から通告があります、之を一々許可しやうと思ひます、併ながら時間は成たけ之を省きたいと思ひます、成べくならば自席で御辯じになる程度に願ひたい――押川方義君。

○押川方義君　自席で述べる程に短く壇上で述べれば、宜しうございますか。

○議長（大岡育造君）　宜しうございます。

〔押川方義君登壇〕

○押川方義君　私が數週間以前に、外交問題に就て質問を提出致して置きまして、昨日で二度外務大臣より答辯を得ましたのであります、それに就きまして先例に基づきまして、聊か意見を述べたい、今議長の許可を得た譯であります、御承知の通り今日は外交上の問題に就きましては、實に日本は大切なる場合に遭遇して居ります、現內閣は民論を代表せられまして、永年の希望に基づきましたる政黨內閣であります、是まで外交問題に就きまして、殆ど歷代の內閣が失敗を致して居ります、是は悉くは列强の鼻息を窺ひ、或は彼等の歡心を求めんとすることを主として、自動的に自發的に堅固なる主張をすることを怠つた結果であると思ひます、今日の內閣は民意を代表して、國民に代つて居らるる所の內閣であります、故に外交問題に就きましては、大に英斷して貰ひたいのであります、吾輩愚なりと雖も、唯々暴虎馮河の勇を振つて貰ひたいと云ふのではないけれども、是までの藩閥若くは官僚內閣は、國民の意思の如何を顧みずして、少數なる人の意見を以て唯々他人の鼻息を窺つて此事を處理して居たと云ふことが失敗の大原因である、現內閣は左樣な事がありませぬことを希望します、私共の洵に了解に苦んで居りまする事柄は、現內閣が何故に日本國家を代表して、論議を鬪はさなければならないやうな事項を、國民にどうして御話にならぬのでありますか是は實に殘念であります、又不了解であります、又現內閣の爲めにも甚だ不利益であると私は思ふ、日本國民は、國民を代表したる內閣である故に、どうか之に十分なる援助を與へて、再び閥族內閣抔の現れ來らぬやうに熱心希望して居るにも拘らず、如何なる事を援助して此內閣を助くべきかと云ふことに就きまして迷ひますでございます、どう云ふ點を現內閣は爲して居なさるか分らない、吾輩は外交問題は、多く機密に屬することを知らないこともないけれども此度のやうな天下の各國が集りまして、世界の檜舞臺に於て永久の國家大問題を議するときに臨みまして、そんなに祕密なんどがあらう筈がない、又祕密抔の行はるべき筈のものではない、唯々是は對內政策の爲めに祕密に付すると言へば別、天下に公言して、外交問題を議する事に於て何等の差支も無い、吾輩は祕密と申しますけれども、英米抔の國民の知らない大問題を議して居ることを、國民が默つて堪へて居るとは思はない、日本人は實に從順であると申しませうか、冷淡であると申しませうか、殘念の極みであります、そこで今度日本が五大强國の中に入れられた、斯う云ふ事を以て一の榮譽と思つて居りますやうでありますが、此歐洲の大亂に向ひまして、今度の如く英佛伊に大勝利を得させました者は、日本と亞米利加です、日本は大手を振つて「ヴェルサイユ」に臨むのであります、日本人のは唯々精神的で消極的でありますが故に、世界は知らないのであります亞米利加は積極的にして物質的でありますから、世界は謳歌して居ります、併し之を彼に較べまするならば、是は彼よりも勝れる所の貢獻を立て居るのであります、英吉利は大國であります又佛も伊も强國であります、併ながら今度の大戰に

臨んで、今日の如き花々しき大勝利を得させました所の者は、唯々大日本帝國の援助であります、之を我國民が十分に自覺して居るべき道理がある、之に就きましては、唯々一の空論でない事を申述べたいのであります、所謂袁世凱の支那の帝政、是は御承知の通り實に順序を逐うた所の組織でありまして、もう將に帝政が成立つて、戴冠式をも行はれんとする所の期日までも迫つて、年號まで定めました、而も「レフレンダム」と云ふものを以て、四百餘州の人民を代表すべき者を集めまして、さうして正式の投票をさせました、是が一千九百九十五人の人であります、支那の國體を變化するのが善いか惡いかと云ふ投票、其次に之を帝政にするならば、帝王には誰を選ぶかと云ふ事に就きましては、一人の異議者なくして決定して居るのであります。

「議長大岡育造君退席副議長濱田國松君議長席に著く」

○押川方義君 それからして亞米利加の國から選れた所の「グッドノウ」と云ふ總統府の法律顧問官は國政を論じます序に國體を論じまして、遂に支那の國民性からは、帝國主義が良いと云ふことを述べて居るのであります、此後ろには御承知の通り、隱然たる所の獨逸の手が――毒手が――魔手が袁世凱を攫へて居るのであります、此時に臨みまして日本は袁世凱に向ひまして、非常なる忠言を與へたのであります、日本が主動となつて、今日の南北平和の時に他の者を誘ふてやり居るやうな所の忠告ではない萬一間違ひますれば、日本は武力を以てゞも之を脅かさうと云ふ覺悟をして、忠告したのであります、初めは英露を誘ひ次には英露佛伊を誘ひまして堂々たる忠言を與へたのであります、故に斯の如く決つて居るにも拘らず、それが爲めに遂に彼の奸雄曹操とも匹敵すべき所の袁世凱は遂に屈しまして、帝王たることを拋棄致しまして、各國に向つてそれを宣言し、國內に向つても取消を宣言致しまして、遂に年號までも取消してしまつたのであります、是が何の爲めに用を爲したかと云へば、諸君、若し袁世凱をして帝王たらしめたならば、今日の歐羅巴の戰の結果が如何になつたかと云ふことを、御考及ぼしなさることが出來ませう、此後ろには獨逸が居つたのである、若し支那四百餘州に獨逸の陰毒が充滿致しまして、而も袁世凱が獨逸に因へられまして、次で或る事を爲すやうなことがありましたならば、諸君どう御考なさいます、此時に臨みまして、日本は日英同盟の誼を重んじて、唯々信義と云ふ一片の爲めに、何所までも之を援助して居たのであります、其時には彼の尊大を以て任じて居る英吉利でも、遂に公文を以ちまして日本と先づ以て協商を遂げなければ、支那の政治上の問題に向つては、容喙をせぬとまで言はれたではありませぬか、若し此時に四百餘州が獨逸と祕密に結托致して居りましたならば、英吉利は東洋の艦隊を引揚げることが出來ますか、露西亞は西伯利の大軍を西に向けることが出來ますか印度が安全でありますか、波斯が安全でありますか阿富干斯坦は安全でありますか、それのみならず獨逸は隱然と日本が支那に向つて爲す所の事には自由行動を何所までも許すと申出て居る、濠洲を取る事「ケープコロニー」を取る事、日本に向つて之を餌として日本を誘はんとしたのであります、若し日本が一朝蹶起しますれば、濠洲位は朝飯前の仕事ではありませぬか、然るにも拘らず日英同盟の誼を守つて、何所までも直接にやらなくても宜い事柄まで、全力を注いで英吉利を援けたのであります、若し日本が此時に唯々名目ばかり日英同盟の誼に反かないやうな事をして居つたとすれば、例へば英吉利の「チスレリー」がやつたやうな事、又は「ゼルマン」の「ビスマーク」がやつたやうな事、或は日清戰爭の時に英吉利のやつたやうな仕方、或は日露戰爭の時に佛蘭西がやつたやうな仕方を日本が若しやりましたならば、今日の結果は如何なつて居ると御考なさいますか、日本は實に大義名分を重んずる所の國であります、若し日本が曖昧たる所の事を致して居りましたならば、北米合衆國は、起つて歐洲を援助することが出來ませうか、どうでせうか、成程公に申しまするならば、富天下を持つて居りまする所の北米合衆國であります、去りながら日本が精神的に消極的に、若し英吉利に加擔を眞實に致して居りませぬであつたならば、二年の間考へて居つた「ウヰルソン」は、迚も彼時に蹶起する勇氣か出やう筈がないです、それのみならず露西亞の狀況は御承知の如く、動ともすれば獨逸と相結ばんとして居つたのであります、是は「レニントロッキー」の出た後ではありませぬ、官僚政治を專らにして居りました時に、皇后陛下が內々結んで居つた位であります、五分五分ではない、四分六分であります、若し日本が何となく獨逸の味方らしい風をしますれば――或は風を致しませぬでも、日英同盟の誼を餘り重んじませぬやうな狀態が顯れましたならば、露西亞は獨逸と手を結ぶことは分り切つた事である、さうすれば露西亞か巴爾幹半島に向つて大兵を動かすことは何でもない、恐くは英と伊と佛とは、今日は敗北して居るのであります、之を助けたものは日本であります、是は講和談判に大日本帝國を代表して行かれます所の講和全權大使は能く之を自覺して、自分は大功績を擧げたと云ふことを承知して、日本が要求する所のものは、英と雖も佛と雖も、聽かなければならぬと云ふことの自信を懷いて彼の議場に臨みますることは――彼等の仲間入をされたのではない、一番上席に座つてよい位のものであります、是位の覺悟は決して傲慢ではない、國の名譽であります、國の格式であります、國の體面であります、斯う云ふことをやつて居るか居らぬかと云ふことは、歷史を調べて見れば能く分つて居るのであります、唯々日本は得る所なく總てのものを犧牲にして、日英同盟の誼を重んじて斯の如き事をやります時に、當時獨逸はどう云ふものでありましたか、天下の大國ではありませぬでしたか、戰況の有樣は如何でしたか、獨逸は七分勝つて居つたぢやありませぬか、恐らく聯合軍は負けると思つたぢやありませぬか、其時分に袁世凱が種々樣々反間苦肉の策を計ひまして、日本抔に向つても國論を分つた位ではありませぬか、實に日本憂國の士が、如何成り行くかと言つて心配した位の有樣ではありませぬか、此位國家が犧牲を拂つて居るのです、是だけの大貢獻を爲して居るのであります、此國家が全權代表者を送りまして、何で此講和談判に躊躇する必要があります、此事は彼等に於て十分に覺得致しまするやうに先頭第一に說明しなければならぬことゝ吾輩は思ふのです、何ぞ亞米利加や英吉利の鼻息を窺ふの必要があります、日本の御蔭で英は勝つたのぢやないか、佛は勝つたのぢやないか、伊は勝つたのぢやないか、然るを熱さが過ぎてしまひますれば、もう其事を忘れると云ふやうなる、不義不埒なることを許しますことは、日本の德義に反きます、彼等に向つて日本の主張を述べる所以は、唯々日本の爲めばかりでない、天下正義の爲めであります、彼等の迷心を破る爲めであります、餘り長いことは許されて居りませぬから、終りに一言申上げますが、此講和談判に臨みまして日本の唱ふる所は何であるかと云ふと、一に大義公道である、何の恐るゝ所がある、彼等は利害得失種種樣々なものに束縛せられて居ります、日本が人種論を致しますこと、或は移植民の自由を要求致しますこと、日本の國情は英でない、米でない、故に日本の國情に適ふ所の軍備を備へますこと、苟も日本は天下萬邦の一大帝國でありまする故に、主權に牴觸するやうなことは何所までも許すことは出來ぬと云ふことを、先づ以て彼等に承知さすべき筈であります、彼等曰く、日本が此四年半の間に大なる所の利益を收めたと申します、何ぞ知らんや日本が金を造つた所以のものは、物を賣つて儲けたのであります、加之軍器の如きものは、亞米利加より三分の二の價を以て賣つて居るのです、其外の高い安いと云ふことは時の相場であります、彼等の恩惠に依つて儲けたものではない、却て彼等を援けて居るのであります、我輩は日本の正論公義が「ヴェルサイユ」で行はれぬと云ふ理窟はない、若し行はれなかつたならば全權大使の誤りであります、彼等は宜しく割腹してゞも、日本の優れる事情を現すだけの氣慨がなければならぬ、さうでなくして、唯々指を咬へて歸つて來るやうなことがありましたならば、もう再び之を取返す時は無いのであります、日本人が十分なる此覺悟をして現內閣を援けんとするに拘らず、現內閣は公開すべき事を祕密にして今以て吾々に明確に知らせないと云ふことは、最も殘念の極みであります願くは正々堂々たる議論を爲して、彼の四國の契約はあります、國際條約はあります、英でも、佛でも、伊太利でも、日本の同意を得ぬことに於きましては、講和談判を開くことは出來ないのであります、故に日本の主張が許されないならば、彼等の主張に向ひまして、日本が異議を言ふ權利があります、若しそれを破ると云ふならば、宜しく彼等と別れて歸つて、臥薪嘗膽の力を以てやるならば、天下廣し、何ぞ日本國の發展するの途なからんやであります(拍手起る)

○副議長(濱田國松君) 田中善立君。

○堀尾茂助君 一寸……

○副議長(濱田國松君) 一寸とは何です。

○堀尾茂助君 一寸一言……

○副議長（濱田國松君） 田中君に許しました。

〔田中善立君登壇〕

〔拍手起る〕

○田中善立君 本員の質問は、國民思想の善導に關する最も重要なる質問でありますから、第一回の質問は、不得要領の答辯がありましたから、更に第二回の質問を致しました、所が過日の答辯書中に、抽象的の斯う云ふ御答がありましたから、更に第三質問の質問趣意書を出した所以であります「健全なる思想を普及徹底せしむる各種の施設及ひ思想を不健全ならしむる原因となるべき社會狀態の改善を目的とする各般の社會的施設」云々、是では一向其內容が分らぬのでありますから、是に於て更に第三質問を爲した次第であります、諸君の御手許に廻つて既に御承知ではありますけれども、餘りに唯今出ました、答辯が其肯綮を外れて居りますから、更に繰返して玆に其趣意の點を申上げます、私の第三質問趣意に揭げました事は斯う云ふのであります「風教の源泉たるべき 明治天皇の御傳記編修局及御詠編纂總裁或は顧問に人格醜惡にして縲紲の耻辱を受けむとせし伯爵田中光顯渡邊千秋を任用し又幾度か醜名を謳はれ終に第一審に於て有罪の身となりし古賀廉造を大官に就任せしめたるは一世の風教上將た官紀振肅上更に支障之なきや否や」「明治四十四年二月十一日濟生會へ下し給ひし御詔勅にも其行爲が背戾せずと考へて居られるかどうであるか」次に「世界の大勢は民主主義極度に橫溢せるに拘らず我國は今尙建國以來政治の根本義たる君民同治即民本主義の實現全からず五箇條の御誓文中官武一途庶民に至るまで「各其志を遂け人心をして倦まさらんことを要す」との御聖旨は未だ行はれず武官にあらざれば陸海軍大臣及總督たるべからず又非立憲なる文官任用令及治安警察法は尙改廢せられず依然庶民の志を抑壓し言論集會等の自由を拘束して居る斯の如くにして目下大に安定を缺ける國民思想を善導することは難中の難事と思ふが之に對する政府の所見如何」と斯う云ふ質問の趣意であるのであります、之に對して唯今受取りましたる御答辯は、其肝腎なる私の質問の趣旨を誤解して居られるやうであります、第一に「社會的施設の範圍は廣汎にして玆に一々之を列擧するを得ず國民思想善導上必要なりと認めらるる諸般事項に關しては銳意其の改善を期しつゝあり」相變らず抽象的であります、次に「田中渡邊兩伯及古賀廉造任用の件に關しては一月三十一日衆議院議員鈴木富士彌君の質問に對する原內閣總理大臣の答辯の趣旨に依り了得せられたし」斯う云ふのであります、私の問はんとする二つの點の趣旨を能く諒解して居られぬが故に、斯の如き御答辯が出たものであらうと思ひますからして、會期切迫の今日甚だ恐縮には存じますけれども、事は至つて重大でありますから、暫くの間私の幾度も重ねて御尋ねする趣旨の在る所を、辯明したいと思ふのでありますから、暫く御淸聽を煩します、凡そ一國の興廢盛衰は、申すまでもなく、國民の思想の堅實なりや否やに在つて存することは明かであります、此例は枚擧に遑あらずでありますが、近く露西亞の崩壞し、墺太利、獨逸の亡びましたる其原因は、全く國民思想が不堅實の極に陷りし爲めであると云ふことは、最も明かなる事實であります、即ち有ゆる階級を打破し、何物をも破壞し盡さずんば已まぬと云ふ、恐るべき過激思想に冐されたる爲めであると云ふことは、多言を要さぬのであります、而して斯る危險極まる所の思想が、如何にして露西亞に發生し、又忽ち墺太利獨逸に傳播せしかと申しまするど、一に是れ少數政治家が國民の意思を無視して、恣に一國の政を壟斷せし結果に外ならぬのであります、故に此危險なる思想を防遏せんとするに就ては、どうしても民意を尊重して國民基礎の下に政治を爲すに非ずんば、到底此險惡なる思想を防遏することは出來ぬのであります、此故に是れまで既に民主主義が能く行はれて居つた英吉利、佛蘭西に於ても、尙且つ及ばざることを虞れて、更に益々民意を尊重することに目下汲々たるやうな次第であります、然るに我國の現狀は如何でありますか、明治大帝が皇祖皇宗の精神に遵つて君民同治、即ち我建國以來の政治の根本義たる民本主義を發揮する爲めに明治大維新を行はせられて、即位元年三月十四日に、齋戒沐浴して天地神明に御誓ひ遊ばされたのは、即ち五箇の御誓文であります、其中に今申しました「官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マシメサランコトヲ要ス」と、此一條は五箇の御誓文中の骨髓でありまして、最も重要なる御聖旨であります、之れ行はれて眞に上下心を一にし、盛んに經綸を行ふことも出來又能く萬機公論に決することも出來得るのでありますけれども、此御聖旨が憲法發布されて以來既に三十年に至る今日、尙は能く行はれて居らぬのであります、何れの立憲國に於きまして斯の如き事がありますか、是は實に憲法治下の一大奇蹟と謂はなければならぬ、如何に人材ありと雖も、身を軍籍に置くに非ずんば、陸海軍大臣或は總督たることは出來ぬ、是が今日尙ほ儼然として存して居る、而して又官僚の城壁と頼みし文官任用令は依然として存し、又言論、集會、人權の自由を極端に束縛して居る所の、獨逸の治安警察法を其儘模倣せる非立憲なる治安警察法は、今尙は存して居るやうな次第であります、斯の如くにして此安定を缺ける所の我現今の民心を能く指導すると云ふことは、實に木に緣つて魚を求むるが如く難い事と私は思ふのであります、此故に私は政黨內閣、平民首相を以て任じて居られる賢明なる原首相は、何故速に此改廢を御斷行遊ばされぬのでありますか是が私の第一の質問の要點であります、次で今申しました田中光顯伯、渡邊千秋氏の任用、及古賀廉造氏の任用であります、此御答は過日豫算總會に於きまして、原首相より私も聽きました、鈴木富士彌君の質問に對する御答辯を私は聽きましたが、其御答辯の趣旨たるや、田中伯渡邊氏の兩名の任用の事は、宮內大臣の職責に關する事で、本大臣の與り知る所でないと云ふ職責上に就ての御答辯でありますが、鈴木君の質問の趣旨は、其點でなかつたらうと思ひますけれども、更に質問はされなかつたのである、私の此點に就て御伺するのは、さう云ふ職責上の事柄ではないのである、無論此事は宮內大臣の主宰する所でありますけれども、倂ながら苟も輔弼の大責任を有して居られる所の總理大臣が、此問題が風教上如何に害を與へるか、我安定を缺ける所の國民思想に如何に惡影響を及ぼすかと云ふ點を、如何に考へて居らるゝかを私は御伺して居るのであります、又古賀廉造君、此人の色々の噂のありし事は天下普く知る所であります、一々私は紹介は致しませぬが、此事に就ての質問の當時の答辯は、成程第一審に於ては有罪の宣告を受けたけれども、其後實に公明正大の身となりしが故に、最早之を問ふ必要は無い、既に無罪の宣告を受けた以上は、最早之を任用するに就て、何等差支ないと云ふ御答辯であります、成程一應御尤でありますけれども、私の質問の趣意はそこではない、假令其人の[illegible]第一審は司法官の[illegible]なかりし爲めに、[illegible]た判決を下したと致しました所が、[illegible]上は、國民一般に非常に惡しき[illegible]を深く與へて居るのであります、其印象がまだ全く拭はれざる今日に方つて、強て古賀廉造君を大官に任用されしと云ふやうな事になりまするど、平時でも甚だ憚るべき結果を來しますが況や今日人心險惡に向はんとして居る場合であるから、非常に此點に就て遠慮すべき結果を來す虞がある、此點に就て總理大臣の意見を伺つたのであります、然るに唯今申しましたやうに、鈴木君の答辯に依つて了得せられたし、どうしても私は之に依つて了解することは出來ぬのであります、御承知の如く明治四十四年二月十一日濟生會へ下し給ひし御詔勅の中に何と仰せられてありますか「人心動モスレハ其歸嚮ヲ誤ラントス政ヲ爲ス者宜シク深ク之ニ鑑ミ益憂勤シテ業ヲ勸メ教ヲ敦フシ以テ健全ノ發達ヲ遂ケシムヘシ」是が彼の濟生會へ下し給ひし 明治大帝の御詔勅の大切なる御言葉であります、此遺灝なき 明治大帝の御聖旨を、何と原總理大臣は御考になつて居るか、此點であります私の聽かんとする點は……如何に宮內大臣の職責であらうとも、苟も一國の大宰相たる以上は、斯う云ふ點に就ては十分に責任を重じて、誤を正さなければならぬと私は深く信ずるのであります、所が之に就て今何等の御答辯が無いのである、故に此の點は更らに明かに御答辯を願ひたいのであります、次に伺つて置きたいのは教育問題に關してゞあります、教育問題は、申すまでもなく現內閣の政綱中の、最も重要なる政策であります、故に、私の考へる所では、此の問題こそは現今の人心の趨向に鑑みて、飽くまでも民意を尊重すべき方針に出て居ることゝ信じて居つたのであります、然るに何んぞ圖らん、其の大政策たるや、殊に空前の莫大なる御下賜さへあつたところの、其の大政策が如何に計畫されたかと申しまするど、貴族、富者に厚くして、一般庶民には甚だ薄く、今日の一大缺陷たる所の國民教育の點に就ては、一向深き注意を拂つて居られないやうな狀態であります、是等は今日の場合に於て、非常に國民思想上憂ふべき結果を來す虞があると信ずるのであります、如何に高等教育を受けた者が殖へた所が、國民一般の智識が低く、今日の如く其點に於て

非常な缺陥があります以上は、寧ろより大なる害を來す處があると私は信ずるのであります、所謂高等教育を受けたる浮浪の徒が殖えましたならば、實に其結果や恐るべきものであらうと私は思ふのであります、國民教育は即ち教育の基礎たるべきものでありますから、十分に其缺陥が充實されて始めて國家と云ふものが健全になるのでありますからして、其缺陷を一向御構ないと云ふことは、實に私遺憾に存ずる次第であります、次に高等教育機關に就きまして私の了解し能はざる點は、斯の如く大なる計畫を爲されたに拘らず、國民の思想と最も深き關係が有ります所の宗教問題（「簡單々々」）もう直き濟みます――宗教研究の高等教育機關と云ふものが、更に顧みられて居られぬ、我國には申すまでもなく、千幾百年の間我が國民思想の基礎を成し、美術、文學風俗、習慣の源泉を成して居る所の高尙なる佛教がある、此佛教を研究すべき所の機關を何故設けられなかつたのであるか、何れの先進國に於きましても其國の宗教を研究すべき機關が、必ず高等教育機關の中に設けられてあるのであります、是等の事柄は今日の場合に於て最も適切なる事柄と私は信じまするが、何故に之を設けられなかつたのであるか、斯う云ふ點が即ち私の問はんとする所であります、尙ほ此外に二三ありますが、それは省いて置きます、どうぞ此點に就て明瞭的確なる御答辯あらんことを望む次第であります（拍手起る）

○副議長（濱田國松君）　此場合發言の諸君に議長の希望を述べて置きます、尙ほ此政府の答辯に對して意見を述べる方が四名あります、順序として無論之を許可する筈であります、併し本日の議事は諸君も御承知の通り、建議案だけの日程が二十三、請願が七八十あるやうでありますから、定刻までには餘程議事の進行を圖りませぬと、日程が次に移ることにならうと思ひます、會期切迫の際でありますから、それぐ日程に上つて居ります議案を議了致しまして、提出者の御滿足を得らるゝことが甚だ宜からうと思ひます、此意味に於きまして、質問と云はず、凡て發言の各位は、別段議長より制限を致す趣意ではありませぬが、成べく簡明に御發言になるやうに特に希望を申上げます――有森新吉君。

〔有森新吉君登壇〕

〔「簡にして明なる所を御願申します」と呼ふ者あり〕

○有森新吉君　畏まりました――中等學校の教員待遇に就て政府に質問を致したら、斯う云ふ簡單な御答辯を得た、抽象的にして頗る要領を得ない「中等學校教員の待遇は尙未た十分なりと認むる能はず政府は地方當局を督勵し地方公共團體の財政狀態を斟酌して相當の措置を講せしめ其の他待遇の向上に關しては目下考慮中なり、二「私立中等學校教員に對し恩給を支給することに就ては今日之を豫定するを得す」斯う云ふのであつて、第二は全く否認されて居る、私は少し調べて來て居る、中等學校教員の待遇が最も惡るい、小學校では正教員、准教員、代用教員、總てを通じて平均が二十四圓五六十錢であります、それから中等學校の教員平均額はどうであるかと云ふと、師範學校教員の月給が五十一圓餘、公立中學が五十一圓、公立高等女學校が四十圓内外、斯う云ふやうになつて居る、それから高等學校はどうなつて居るかと云ふと、年額が千五百二十圓、來年度の豫算には千七百五十圓になつて居る、して見ると小學校の殆ど二倍が此の中學校の教員の給料である、中學校の教員の三倍が高等學校の教員の俸給になつて居る、小學校の方は段々俸給令が改正になつて居る、俸給令の改正は明治三十三年八月の改正以來、四十四年四月と大正七年三月と既に二回の改正があつて、即ち三十三年の小學校教員の一級俸は七十五圓であつて今日の一級俸は百五圓になつて居り、尙ほ特別の功勞ある者は百三十圓の俸給を受けることが出來る、之れに反して中學校はどうであるかと云ふと、明治三十六年三月以來一度も改正を受けない、依然として判任は一級俸が七十五圓、今日の小學校の一級俸より甚だ下に在る尤も中學校には奏任教授と云ふ者がある、併しながら是れは僅かな數であつて、全教員の五分の一外無い、今までの比較を見るに、明治三十六年頃の小學校の教員の平均額は十二圓であつて、今日は二十四圓某と云ふものになつて約十二割强の增額である、それから三十六年頃の高等學校の教授の平均額と云ふものは一千圓である、それが來年度は千七百五十圓になつて居るから、是れ亦七割半の增額である、師範學校中學校の平均額に至つては、三十六年頃四十圓であつたが、今日は五十一圓と云ふので、僅に二割强の增額である、是れまで中學校の教員と云ふものは比較的少ない、だから之れを政府に向つて十分の注意を與へ、地方自治團體をして、此の平均額をどうかして增加させなければならぬ必要があると認めて居る、それから年末の賞與金抔がどう云ふやうになつて居るかと云ふと、月給の二三割位ゐ外與へない、東京では小學校の先生の方が餘程多い、まだ地方ではさうは行きませぬが、理窟を言ふと明治年代には、まだ日本では學校の教員と云ふものに非常に重きを措いて居つた、所謂士族なる者の後が澤山あつたものであるから、所謂武士は食はねど高楊枝で、十分に高尙の考を持つて精神的に薄給で立派な人間がやつて居つた、然るに此頃はどうであるかと云ふと、物質的進歩と云ふものが駸々として進みつゝあるので此商業界の方へ多くの人材を持つて行つて、後來の日本國民を養成する所の點に至つては、非常に缺けて居る所がある、それであるから十分に此點に就ては、政府當局も注意して貰はなければならぬ、それから叙位叙勳の事であります、衆議院議員抔も年限が經つと位階が上る、今注意された所の福井君抔はぴかぐした物を下げて此間も歩いて居られたが、彼は善い事である、學校の先生方にも、働いたならば十分に斯う云ふ物を與へて、さうして精神的に獎勵して行かなければならぬ、私抔が中學校の校長會議抔に出席して見ると、中々立派な人間が澤山ある或は地方の知事、或は内務部長、或は理事官抔よりは、遙に立派な人間がある、それであるから矢張己れは御粗末な人格をもつて居つても、位階が上であるから、自由自在に動かしたりする、此間も愛知縣の津島中學校と、福島の安積中學校の校長を取換へましたことがある、兩方とも憤然として去つて其位置に著かない、さう云ふやうな事がある、左なくとも學校の教員を十分に優遇すると云ふことが一般の頭に無い、矢張行政官の方がえらいやうに思つて居るから、斯う云ふやうな間違を生ずる、それであるから叙位叙勳、或は年限に依つて進級さすと云ふやうな事は、中學校の教員、總て教育に從事して居る者を、精神的の方から奬勵して段々進歩されて行かなければならぬ、此點に就てどう云ふ案を持つて居られるかと云ふことを、私は政府當局者に御尋するそれから私立中學校今日私立中學校と云ふものはどう云ふ風になつて居るかと云へば、矢張文部省令に依つて、所謂中學令に依つて設立されて居るものであるそれだのに中學校の教員には何等の恩給と云ふものが無い、中學校の教員と云ふものは、矢張試驗をした上で資格を與へて、さうして中學校の先生にして居るのである、それだのに其人が私立中學校に入ると此恩給を與へない、是が分らない、學校の設立者は公立であらうが私立であらうが學校を拵へた者に向つて、さうして教員の優遇をするとかせぬとか云ふやうな事は、どうしても此理窟が分らない、即ち文部省令に依つて中學校を拵へた、其省令に依つた所の學校の教員に對しては、總て官吏に準じて恩給を與へて宜いのである、私は此點に就て十分に政府當局者に考へて貰つて、さうして設立者が公であらうが私があらうが、そんな事には關係せず、文部省令に依つて中學校を拵へれば、其省令の命ずる所に從つて行くのであるから、之にはどうしても恩給法と云ふものを當嵌めて行かなければならぬ、それは六ケ敷い事ではない、私抔の考で或學校を總て法人とするが宜からうと思ふ、斯う云ふ考を持つて居る、是は根本的問題になるから、此處では申しませぬが文部省から一つの省令を出して、爾今其省令に依つて設立せし學校は、總て何々學校と公立私立の名稱を付するを要せず、斯う云ふ一つの條項を文部大臣が書いて全國へ出しさへすれば宜い、私立とか縣立とか云ふことを廢してしまうさうして省令に依つて設立せられたる學校教師は、總て官吏に準じ官吏の受くべき恩典に預るものとす、斯う云ふことを觸れて恩給法に從つてやりさへすれば、何等の不都合も何も無い、それで行はれるので、吾々は此通りを文部大臣にやつて貰ひたい、是だけであります

○副議長（濱田國松君）　植原悅二郎君。

○植原悅二郎君　簡單に述べますから自席から御許を願ひます。

○副議長（濱田國松君）　簡單ですか。

○植原悅二郎君　簡單に致します――私の質問は陸海軍大臣を、現在の陸海軍省の官制に依つて、陸海軍の大中將に定めて居る、又朝鮮臺灣の總督を武官に定め、關東都督府の都督を武官に定めてあるに付きまして、之を改正して文官を任用せしむるやうにする政府で意思が有るか無いか、斯う云ふ質問でございます、此質問は極めて重大なる質問であると私は存じて居ります、一點憲法の條項から申しましても、國務大臣を任命するに方つて、制限を置くべき

理由は無いのであります、之に制限を置いてやると云ふことは、第一に非立憲の事であるのみならず、此沿革を見まするると甚だ怪しからぬ事である、此官制の出來ましたのは明治三十三年山縣內閣の當時であります、而も其前に初めて日本に於きまして、國務大臣に政黨員がなれることが、大隈板垣の聯立內閣に出來た、其後を承けた所の官僚總出で作つた山縣內閣が、明治三十三年に、而も之を陸海軍省の官制の職員の別表の備考に規定して、殆ど餘程穿鑿しなければ、此規定が分らぬ程のものであります、憲法の重大なる所の問題を、斯の如き些々たる省令に依つて制限すると云ふことは、此案其のものに對しても、甚だ沿革上面白からざる點がある、而已ならず今日實際此制度を用ゐて居ると云ふことは、憲政の發達に對して少からざる障害となつて居ることは事實の證明する所でございます、現在の總理大臣原敬閣下が、曾て第二次西園寺內閣の內務大臣であつたのであります、其時に現在の原內閣總理大臣は、其障壁となる理由を明に御承知でなければならないで第二次の西園寺內閣の倒れましたのは、増師問題に就て軍閥と提携して、上原中將が陸軍大臣を辭職して、其後任者を得るに困難であつたと云ふことは是は歴史の明に證明して居る所である、第二次の西園寺內閣と云ふものは、議會に於ても有力であつて又國民は二師團増設に反對であつた、然るに僅か此陸軍省に於ける所の規定に依つて、陸軍の大中將に非ざれば、陸軍大臣になること能はずと云ふ規定の爲めに、第二次西園寺內閣は其後任者を得ること能はずして、遂に瓦解したのである、又山本內閣の後を承けて、（既に大命まで降つた清浦子爵が、何故に內閣を成立せしむることが出來なかつたかと云へば山本內閣が倒れたる、是は殆ど海軍と陸軍との爭と云つても差支ないのである、而して其の後繼內閣の海軍大臣になる人が無かつた、此清浦內閣が大命を奉じながら、遂に其成立を完うする事が出來なかつたと云ふ事實から考へて見ますれば、陸軍省と海軍省の官制に於ける此規定は、我國の陸軍の大中將に我國の內閣を破壞する權能と、又我國の內閣の成立を不可能ならしむる所の權能を與へたるものと斷言して決して彼此言ふ事は出來ないのであります（拍手起る） 斯の如き官制の存在して居ることは、實に我國の憲政政治の發達を圖るに一大障碍であると云ふことは、恐らく此議會に議席を有する諸君の、一人たりとも異議なき所であるだらうと思ひます、而して現內閣は政黨內閣であると申して居りますけれども、其政黨內閣も、此官制あるが爲めに、陸海軍大臣と云ふ政黨と何等關係の無い大臣を、存在せしめて居るのでありますまいか、而已ならず此內閣は前內閣と主義方針が變つて居るか變つて居ないかは疑問でありますけれども、政黨內閣であるから變つて居ると言つて居る、其變つた內閣、而も立憲國に於ける內閣は、全部責任內閣で連帶責任を負はなければ、決して健全なる立憲政治の發達を見ることが出來ない、責任內閣政黨內閣を造らうとすれば、此官制を速に改正して、其他の國務大臣と同等に何人と雖も實際國民の信望を繫ぐに足る者であつたならば、國務大臣の資格ありと云ふ事に、憲法の條項に依つて其運用が出來る途を開かなければならぬ、之に對する政府の意見如何、で現內閣は私共は政黨內閣であると思ひませぬ、又責任內閣で是がある抔とは毛頭信じて居りませぬ 實際憲政の何ものなるかを理解せざる者は、之を政黨內閣であり、國民內閣であると申すかも知れませぬが、事實に於て陸海軍大臣と云ふ、二名の政黨に何等關係のない者が存在して居る理由を見ましても、政黨內閣とは申されませぬ、併ながら現內閣は政黨內閣であると公言して居る、其內閣でありますからして、之に對する所の御所見如何と云ふ質問を致しました、所が內閣總理大臣の答辯に依りますと、政府は目下其意思なしと云ふのであります、陸海軍大臣、朝鮮、臺灣の總督の官制改正に就ては、其意思なし、併し關東都督府の都督官制に就ては、近く改正する積りである、斯う云ふ御答であります、其他私は臺灣の總督、又朝鮮の總督に對しても、武官を任用する所の官制は、甚だ以て我國の憲政發達の障壁であるのみならず、今日となりましては、日本が此大戰に加つて正義人道の爲に戰ひ、又國際聯盟に加擔して、人種的差別撤廢をも主張せんとする時に當つて、斯の如き官制を存在せしむるは、明に天下の誤解を招くものと何人も首肯の出來ることであると思ひます、之れに對しても政府は其意思なしと云ふのであります、是では政黨內閣、責任內閣の面目が殆ど潰される次第と思ふ、更に私は政府當局者に對して、時勢の進運と世界の大局と、日本の現下の事情に鑑みて、御再考を煩すのであります。

○副議長（濱田國松君）　小山松壽君。

○小山松壽君　簡單でありますから、此席から御許を願ひます。

〔「贊成々々」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　許可致します。

○小山松壽君　本員の質問を致しました趣旨は、講和會議に於ける國際聯盟に對して、我帝國より之に參加して、其議事を進めつゝあるのでありまして、而して更に分科會に於て、國際勞働に關する所の密議を盡し、方に其議は進捗しつゝあるのでありますから、此結果として、我國內の法規上の事は勿論、產業上にも至大の關係を及ぼすことに考へるから、帝國政府としては、當然此事に就て相當の準備あるべき事と信ずるが故に、此點に對して、如何なる所見を有するかと云ふことを質問の要旨に揭げて、其所見を敲いたのであります、然るに政府の今日附の答辯に依りますれば「國際勞働問題に付ては未た具體的に確定する所なく本件に關しては尙未た答辯するの域に達せす右及答辯候也」斯樣な答辯に接したのでありますが、是は驚くべき事であると私は考へる、現に我國の講和使節は國際會議に列し、其分科會に於ては、それ〴〵大使に依つて任命せられたる所の委員が加つて居るに拘らず、具體的に確定する所なし、斯樣な答辯を得ましては吾々國民としては甚だ不安のみならず、其前途を憂ふる事を深く致します具體的に確定する所なしとは、無方針、無定見其場々々にやつて行くと云ふことに解釋するも致方ないのであります、此答辯書に左樣に明記して居ることに就きまして、吾々は一層不安の念を感するのであります其仄聞する所に依りますれば、我黨の小寺君の外交に關する質問に對しまして、明日內田外務大臣は、當議會に出席して詳細なる御答があると云ふことを承りました、本員の質問は小寺君の質問と相類似し、若くは事實を同じくして居る點もありますから、今日此答辯書にあるが如く、具體的に確定する所なしと云ふが如き無方針無定見なる御答辯に對しては、其場合に於て、十分に其所見を述べられんことを茲に希望致して置きます。

○副議長（濱田國松君）　高島兵吉君。

〔高島兵吉君登壇〕

○高島兵吉君　私は鄕に吉野川改修工事に關する質問を致しましたが、それに對して[illegible]以て答辯せられたことであります、然るに[illegible]のは、私の問ふ所と御答とが甚だ矛盾して居るのである、又茲に再質問を致すに對しても、同じく不得要領の答辯であつて、大に私の質問の本旨と相反して居るのである、餘儀なく尙ほ質問を致さなければならぬのである、大體問ふ所と御答との趣旨が反すると云ふことに至つては、洵に困つた事である、私の問ふたる所は吉野川改修工事其のものが、根本的に施行方法其のものが誤つて居ると云ふことに對しては、具體的、殊に證據的、實際上に對して質問を致して居るのである、然るにも拘らず、政府は改修工事は方法に依つて施行中である、決して粗漏はない、尙ほ又危險の虞もない、昨年の出水には、流村の爲めに築堤が少々損したと云ふだけの答辯である更に危險がない、と云ふやうな答辯である、之には甚だ驚かざるを得ないのである、私の問ふたる所は此河川改修なるものは、浚渫を致すると同時に、兩岸に於ける築堤を完全にしなければならぬ、而も其完全なるものに對しては、兩岸とも均一に完全しなければならぬ、優劣を生じてはならぬのである、然るに此吉野川改修工事に對しては、東部の築堤の如きは、南岸が完全であつて、北岸は薄弱なのである是が第一著に工事方法を誤つて居るのである、又北岸の如きは薄弱なる堤防であると云ふ所の理由は、川敷の固著力なき土を以て築堤して居る、又北岸に於ける閘門運河も備つて居らぬのである、南岸は築堤が完全になつて居る、閘門運河も施設が出來て居る、出水と云ふ時分には、調節の出來得べきだけの用意が出來て居るのである、是が即ち間違ふて居る一方が完全であつて一方が薄弱であると云ふことが是が大に間違つて居るのである、水は必ず抵抗力の弱い方を突破すると云ふのは當然である弱い方に向つて浸水すると云ふのは當然である、殊に北岸の如き藍園村、應神村、住吉村の如きは、昨年の中出水でさへ缺潰し掛けたのである、然るに拘らず農民は生命を犧牲にして、（一擧に之が缺潰の口を止めたと云ふやうなことになつて居つたのである、是が活きた證據である、是等に對して何等の答は無いのである、又西部築堤の實況を見るに、是も甚だ工事が進んで居らぬ、又比較的工事が進まぬが爲めに、北岸に於ける築堤、殊に第十堰、此第十堰の運河より浸

水する處、即ち洪水に依り浸水する處は、或は榮村桜西村、或は松坂村の如き處も浸水すると云ふことになつて居るのである、是は即ち改修工事の方法が根本的に誤つて居るからさう云ふことになるのである、又此第十堰の運河なるものはそれのみならず是は用水路であつて、此沿岸の良田に對する灌漑水路である、咽喉である、是等の改修工事の不始末の爲めに、時々閉塞することがあつて、此良田に於ける米作を殆ど昨年の如きは、涸渇せしめたるが如き不幸を生じた事があるのである、それから此善入寺川と云ふ處に對しては、如何なる工事を施して居るかと云へば、上流は五百間、下流が五百間、然るにも拘らず、善入寺川に限り幅員を千間取つて居るのである、殊に良田五百町を犠牲にして、さうしてそれを游水地として居る、是が即ち根本から誤つて居るのである上流下流に順應致すべき所の幅で足れりである、さうすれば下流の被害も自然少ないことになるのである、其處ばかりに限つて千間に幅を擴めると云ふことが、根本から誤つて居るのである、是等に對して總に質問しても何等の答も無い、要するに北岸の如きは、僅少の石俵を以て護岸工事を致して居るのであるから、斯の如き結果になつて居ると云ふと、沖も中川水でさへ浸水するのである、どうしてゞ全部石俵を以てせねばならぬ所の實況になつて居るのである、是等に對しても大に問ふて居るが、何等の返事が無いのである、斯の如き結果に終れば吾々一千萬圓近き金を入れた即ち此改修工事なるものは、龍頭蛇尾に終つてしまふのである、諸君、吾々の質問したる所のものは、實際と證據に依つて質問を致して居るのである、仍て實際の御答を願はなければならぬのである、然るに此工事の非なるを吾々が訴へて居るにも拘らず、此工事は是なりと云ふことの御答になつて居るのである、斯う云ふ運命になつて居るのである、是はどうしたる事であるか非は非で結構である、非であるからと云ふて御相談申して、大に此工事を善良にしなければならぬと云ふ所で質問致して居るのである、殊に起工後殆ど十年になる、此十年の間の歴史に於ては、或は官僚內閣閥族內閣が斯の如き誤りを致したのであるからして決して今現內閣が之を非と言うて差支ないのである之を憚つて此工事の非なるものを是とするや、是が甚だ怪訝に堪へぬのである、吾々は非なる工事を以て御相談申すのであるから、速に實際上の御答を願はなければならぬにも拘らず、意外な茫漠として居る答を以て突放さうとしては私は是で承知しても、沿岸の民が承知せぬのである、此に至つて餘儀なく再三再四の質問を發して、誠意ある答辯を願はなければならぬのである、是で演壇を降ることに致します（拍手起る）

○副議長（濱田國松君）是より日程に移ります、日程第一、大正五年度決算、委員長の報告を求めます委員長武市彰一君。

第一　大正五年度決算

〔武市彰一君登壇〕

〔拍手起る〕

○武市彰一君　玆に決算委員會の經過並に結果を御報告致さうと存じます、決算委員會は、大正五年の一般會計總決算、並に各特別會計歲入歲出總決算を審査致しましたのでございます、審査に當りましては、豫て會計檢査院の檢査報告書も參照致しました並に之に對する政府の辯明書も參考と致して審査を遂げたのであります、初め總會を開きます場合に當りましては、慣例に依りまして、總理大臣を首め、大藏大臣、並に關係所管の政府委員の列席がありまして、數回の質問會を開きまして、十分審査をしました次第であります、此間に尙ほ分科會に移しまして、周到な質問應答調査審議を重ねまして、さうして唯今御手許に配付致しましたやうな結果を得ました、其結果の要項は數に於きまして、一般會計に於きましては、三十四件の不法不當を決定し又特別會計に於きまして十五件の不當を決定し、未了事件でございました四年度のものに對しまして、三件の不當を決定致した次第であります、此大要に就きましては、御手許に配付してございまする調査報告書に大體御分りになるだけの事由を記述せしめてございますが故に、唯今此席から其事由を繰返しまして御報告致しまする必要は無いものと信じまして、總て省略致さうと存じます、唯々委員會の經過中に一二御報告致します、即ち御紹介致しまする多少の價値ありと信じましたものを、二三擧げまして御紹介して置かうと存じます、委員會は劈頭に於きまして、先づ何故に大正五年度の決算の提出が今年のやうに遲れたのであるか、諸君も御承知の通り、二月二十五日になつて、大正五年度の決算の提案があつたのである、二月二十五日は會期の過半を終りました時期でございまして、甚だ緩慢と申しませうか、惡例と申しませうか、宜しき傾向でないと信じましたが故に（「ひや〳〵」と呼ぶ者あり）

〔副議長濱田國松君議長席を退き議長大岡育造君復席〕

○武市彰一君　委員會に於きましては、之に對して政府の所見を質したのでございます、所が當時出席の大藏次官は、何だか會計檢査院との折衝の手續に暇が要つたとか、或は甚しきは、印刷手續が遲れたとか云ふ事由を以て陳辯致しましたが、委員會は左樣な事を以て理由とは認めませぬ、所が當局大藏大臣は之に對して、諸君の言はるゝ所は御尤である、實は色々の手續はある——洵に據ろなかつた次第はありましたけれども、是は深く理由とするには足らない、故に將來深く注意して、斯の如き遲延を再びせざるやうに致す、斯樣な言明がありまして、此言明を委員會の誠意ある言明と信じまして、其邊で打切りまして、總體質問に移つたと云ふ次第であります、それからもう一つ御紹介して置かうと思ひまするのは、決算不當不法を決定しました件數は、上陳申述べました通りでございまする、其中に主に分科會並に總會に於て審議の焦點になりましたものは、內地の問題に非ず致しまして、主に植民地の問題が多いのであります、是は著しき區分があるのであります、內地に於ては、件數は數十件不當と決定を與へてございますが、是はもう單純なる徵稅上の間違であるとか、或は簡單な問題が多いのであります、主に論爭の焦點になりました問題は、遺憾ながら植民地に多かつたのであります、此傾向は御互に決算を審査しまする上に於ても、大に注意をしなければならぬ問題であり、又政府當局に於きましても、百般の政務を總攬して行きます上に於て、今日以後に於て此五年度の決算の成績に鑑みて、大に植民地の行政上の監督に就きましては常に深甚の注意を拂はんならぬこと丶我等は信じたのであります、是も無意味の事ではないと存じますから、一應御紹介をして置くのであります、それから豫て此決算を調べまするに當つて、從來檢査院が意見を付けましたものに對しまして、政府當局の辯明なるものは、一般に左樣だと斷定は出來ませぬが、從來の慣行と致しまして、往々にして甚しき強辯であらう、所謂說明の爲めの說明ではなからうか、根據も不十分な基礎の下に、漫りに會計檢査院の非難に對して辯解をすると云ふ傾は、多年の各內閣に於て——各政府に於きまして辯明しました事項に就て、諸君の御承知の通り左樣な傾があつたと云ふことだけは否定の出來ない問題である、然るに現內閣が大正五年の決算に對しまする會計檢査院の認定に對する說明は、甚だ妥當であつて、宜しからずと認めたものは、多少辯明の餘地ある如きものまでも、斷々乎として之に贊成をし、少しも其間に強て辯明する如き形を見せぬと云ふことは、是は等閑に看過すべからざる良習慣斯くあつてこそ、洵に內閣の辯明と云ふものも、甚だ信用の措ける問題でありまして（拍手起る）事些事に似たりと雖も、一言申上げて置きまする必要があると信じましたから、申上げて置くのでありますそれから以上審査致しました不當不法と決定しました案件は、報告書に明かでありますから、之を省きまして、唯々爰に檢査院が不當不法と決定致しましたものを數件決算委員會は承認を與へまして、遺憾ながら會計檢査院の意見と違つた結果になつて居ります、是は一應一二事例を御紹介して置く必要があらうと存じますから、簡單に御紹介しやうと思ひます、其一般會計歲入の部の、北海道空知稅務署に於て、大正四年に地目が定つて、さうして北海道廳より通知があつたのに、空知稅務署は此地價を定めますることが緩漫であつて、大正五年——四年の六月に定つて、五年の十月で、第一期地租の徵收までに地價の決定を得なかつた、遂に其年度の徵稅が出來なかつたことは甚だ緩漫である、故に不當であると斯樣に會計檢査院は認定して居るのでございますが委員會は此事に就て當局の辯明、各種の關係を調査致して見ました所が、成程一年以上も遲れましたと云ふのを一面から見ますと、會計檢査院の非難の通りでございますが、又靜に翻つて研究致して見ますると、北海道は諸君も御承知の通り新開拓地でございまして、全耕作地全部の地價が定つて居りまするのも、各種の關係に依つて、僅に一割か一割強位しか有租地になつて居らぬと云ふ狀況でございまするが故に、隣地比較の權衡を取ります上に於て、稅務署が其執行を遂げることが出來なんだ、據ろなく各種の調査の間に遲延したと云ふ事實は、何等此間に惡意の挿つたものでもございませず、新開拓地とし

ては洵に據ろなき事情であると信じます、政府に於ても、左樣な辨明を強く致して居るやうな次第でございますから、委員會は姑く此行政上の據ろなき事情を認めまして、之を承認を與へましたのが一の例なんで、又もう一つ例を申しますると、芝の幸橋の税務署の管内に於きまして、相續税を賦課しまするに當つて、宅地の坪當りの評價を致した所が、其坪當りの、評價價格が、隣地の騰貴して居る貸借其他と比較して甚だ安かつたから、是は不當であると云ふことを會計檢査院が承認して居るのでありますが委員會は段々調査して見ますし、又政府當局の意見も求めて見ましたが、是は據ろあつてして居るのでございまして、隣地の相當賃貸價格を取調べ、それに二十倍するものを以て標準として、基礎の調査が出來て居る、一概に隣地比較と申しても甚だ分り悪い問題でございます、此幸橋税務署の調査は、妥當なりと吾々は認めたのであります、此理由の外に又一體相續税を賦課する場合でございます、斯樣な場合に當りましては税務署は濫りに誅求に近き苛酷な取扱よりも、相當據ろがございまする以上は穩當なる方か適當なりと斯樣な判斷の上から、委員會は之を是認した譯でございます、それから植民地の支出の金額中に、大連の上水道の鐵管、是が某請負人に請負はして、上水道を築造して居つたのでございます然ろに大正五年の初に、今更申すまでもございませぬ、鐵の缺乏、價格の暴騰、此二大原因に制せられまして、實行が不可能になつて來て、到底豫定の期限に納入することが出來ないから、延ばして吳れと云ふことを關東都督府に參つて請求致しましたが、都督府は大連市民の保健の上、衞生の上、最も必要なる上水道の建設の遲延を、一請負人の情實の爲めに延期することが出來ぬと云ふ理由に依りまして、其延期の請求を拒絶致しましたらば、更に重ねて解約の請求を致したと云ふ事實があるのであります、そこで都督府は之に對しまして解約を實行致し、其時の契約に基つきまして、保證金を一割積んであつたものを沒收してさうして、此問題を一段落著けて當時品物が無い實況でございますから、枝光製鋼所に事情を話して、さうして製鐵所の材料を都督府自ら購入し、さうして一方製造者に鐵管を鑄造致させて、大連水道の敷設を豫定の期限に、甚しき遲延なくして完結を致したと云ふ事柄があるのでございます、之に對して會計檢査院は、其契約の損害を何故取らなんだ、成程保證金は沒收したが、契約書の七條とかに、或は損害が生じた時分には、更に損害賠償を請求する權利があるのに、其擔當賠償權を抛棄して、さうして保證金の沒收だけに止めた處分は、國庫に損害を與へて不當だと申す意見でございますが、委員會は之に就きまして、分科並に總會に於きまして愼重に調査を遂げ、各關係者に對して相當の質疑應答を致して研究を重ねましたが、どうも大に是は大連の前申しまする上水道の期限に出來上りまする と云ふことは、大連市民保健、衞生、其他の爲めに、一日も看過の出來ぬ事情でございまするが故に、寧ろ請負人の事情も參酌したに非ずして、大連の行政處分として保證金だけを沒收してさうして之を解決致して、枝光製鋼所に原料を仰いで、第二策を講じて速に工事を實行したと申すことは、決して檢査院の申す如く不當なものではなくして、行政上據ろなきものであつて、甚しき其間に弊害は無いと信じまして、左樣に認めました、故に檢査院とは意見を異に致しますが、決算委員會が之を是認致しましたのと、斯樣なものが即ち十幾件檢査院の承認あるに拘らず、委員會は大體から觀察致しまして、相當の理由を認めまして、之を認定したと云ふ成績でございます、以上二三の例を申上げまして大體決算委員會に一貫致しました方針、調査致しました趣意を、明に御參考に供する事に致しましたのです、以上が決算委員會の經過の中で、諸君に御紹介致しまして多少の價値あるものと信じましたが故に、申上げました次第でございますが、要する報告書にございまする通り、總計四十九件、其外に前年度未了分を三件、付議認定致しましたと云ふ結果に歸著致しましたのでございますか、何卒決算委員會の審査を御信認を戴きまして、多數の諸君、どうぞ此際決算委員會の決定通り、本會も尙ほ御承認あらんことを偏に希望致します、右御報告を致します。

○岩崎勳君　大正五年度決算に對しては、決算委員長の報告を是認せられんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無しと認めます、仍て決算委員長報告の通りに決します。

○高松正道君　議事の進行に就て發言を求めます。

○議長（大岡育造君）　何ですか――高松君。

○高松正道君　一言御許し下さい、私が見渡しますと所に據りますと、唯今御出席の議員が、定足數を缺いて居ると思ひます（「のー／＼」と呼ぶ者あり）定足數は憲法第四十六條に確に規定されて居るのでありますから、事は甚だ輕微なやうでありますけれども、非常に重大な案件と思ふのであります、（「今呼んで來ます」「居ります」と呼ぶ者あり）兎に角議院規則の第十六條に依りますれば、若し疑問がありますれば、議長は二回まで御調になつて、仍ほ不足なれば、延會を宣告すへし、と云ふことがありますから私は十分御調を願つて、相當手續をされんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　調査致します。

〔「定數以上あります」と呼ぶ者あり〕

○河上哲太君　唯今より小松島港改良修築に關する建議案の委員會を開きたうございます……

○議長（大岡育造君）　今暫く御待を願ひたうございます――日程第二、農會法中改正法律案の第一讀會の續きを開きます、委員長天春文衞君。

第二　農會法中改正法律案（中倉萬次郎君外十名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔天春文衞君登壇〕

〔拍手起る〕

○天春文衞君　私は此農會法中改正案の委員會の經過、及結果を御報告致しますでございますが、此改正案の要旨たる各級農會費の徵收金の必要なことは多年の懸案でありまして、既に本院に於きましても二回までも確定致しましたるものであります、殊に食糧の自給自足を圖るは目下の急務にして、本期議會に對しましても、開墾助成法案とか、又は耕地整理法案等の改正等をも提出せられて、大に農事の奬勵、生産の增殖を圖るの時に當りましては、益々農會の活動と云ふものは必要であるのでございまして委員會は最も此の法案の必要を認めました次第でございます、又政府當局者にも質問を致しましたる所が、政府の意見に於きましても、農會の活働を望む上に於て、本案は最も必要と思ひますと云ふことの言明を得ました次第であります、故に委員會は、本案の二項目の市町村農會の經費の下に「又は過怠金」と云ふことがございますが、過怠金までも徵收金を附しますと云ふことは、如何なものであらうと、云ふ者で、寧ろ是は削除した方が宜しいと云ふ意見でございまして、其五文字を削りましたので、然さ斯の如く修正を致しまして委員會は全會一致を以て可決致しましたやうな次第でございます、故に此段を御報告致しますでございますが、何卒本會に於きましても、滿場一致を以て御贊成可決あらんことを希望致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否やを御諮りを致します。

〔「二讀會を開くに異議ありませぬ」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ、二讀會を開くに決します。

○岩崎勳君　直ちに本案の二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告の通り、即ち委員會に於て修正可決の通り、可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　直ちに二讀會を開きます。

農會法中改正法律案（中倉萬次郎君外十名提出）　第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　三讀會を省略して、可決確定するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ本案の可決確定したることを宣告致します――日程第三、國有林野を地方自治體に下付の建議案を議題と致します、提出者石射文五郎君。

第三　國有林野を地方自治體に下付の建議案（石射文五郎君外三名提出）

國有林野を地方自治體に下付の建議

山野地租改正以前地方自治體の住民に於て管理し使用收益の慣行を有せし國有林野は相當の條件を附し無償を以て之を該自治體に下付し其の基本財産に編入せしむへし

右建議す

〔石射文五郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○石射文五郎君　私の建議案は「山野地租改正以前地方自治體の住民に於て管理し使用收益の慣行を有せし國有林野は相當の條件を附し無償を以て之を該

自治體に下付し其の基本財産に編入せしむへし」斯う云ふ案であります、此案は既に第二十四議會に此議場に現れまして、矢張之と同一の意味の建議を以て通過致して居ります、定めて諸君の先輩の中の人々は、其事情を御承知のことゝ考へて居ります、故に極く簡單に唯今茲に提出致しました理由を申述べることに致します、此元の起りと申しますのは、明治十一年の山野の地租改正の折に、各地方廳の改正の方針と云ふものが一定して居りませぬので、隨て其係官の頭も亦區々になつて居りましたのです、地方の事情も深く考へないで、面積の多いものは之を官林に編入するとか或は官有地に編入するとか云ふやうな、洵に錯雜錯誤を極めた方針を以て之に臨みました爲めに、古來よりして此地方民が自分の田畑と同じく租税を拂つて、さうして使用收益を致して居りました土地を、むざ〳〵と官林官有地に編入されましたのであります、中には此係官の或者の如きは地方民が徒らに大面積の山林原野を有つて居つた所で、租税の爲めに却て苦しむやうなことが起るから敢て政府が山林原野を持去ると云ふではないから寧ろ官林官有地に編入して置くことが宜しいと云ふことを諭し一官林官有地に取上げたと云ふ事實も澤山ありますので、其當時の地方民も至つて、幼稚でありますから、租税と云ふ聲に愕へて、唯々諾々として其地方廳及官吏の方針に依つて、之を官林官有地に查定されるのに、甘んじて居つたと云ふことになつて居りますから、此官林官有地は地方廳の所管になつて居りますので、今のやうに林政が確立して居りませぬから、監督管理と云ふことも至つて簡單でありまして、格別地方民としては、苦痛も不便も感じないで居りました、然るに追々國家の林野制度が確立して、參りまして監督取締が嚴重になると同時に、追々に地方民は不便を感じ不安を感ずると云ふやうな事になりました、是で此儘に經過すれば、地方の農業の上に至大なる影響を及ぼすと云ふので、各地方が一齊に蹶起しまして、さうして、官林官有地の誤つて查定されたものを下戾す――引戾すと云ふ運動をした事があります、それは明治二十三四年頃から三十一二年頃まで盛に地方民が叫んで、さうして哀訴歎願し、或は議會抔にも請願を致しました、併ながら時の政府は、一向其等の聲に耳を藉さないので、已むを得ず議員諸君を訪問すると云ふやうな地方民の熱誠で、遂に議會を動かして、議會から建議をして貰ひましたのです、其結果と致して政府も已むを得ず此建議を法律案としまして、それを夥しく改竄致しまして、尙ほ骨拔同樣にして、さうして官有地林野下戾法と云ふものを制定して發布しました、之に依つて地方民は大に喜んで愁眉を開いたと云ふやうな形でありましたのですが、豈に計らんや此法律を執行する所の當該官廳は、此法律を以て、恰も刑法か民法でも執行するが如く、證據一方で取扱ひました爲めに、多くは皆な不許可になりまして、殆ど百件中の一件も許可にならぬと云ふやうな結果になりましたのです、其爲めに折角期待した地方民の希望も、遂に畫餠に歸すると云ふやうな有樣になりましたので、愈々此上は何とかしなければならぬと言うて、頻りに其善後の策に頭を痛めましたのでありますが、遂に政府を動かすことも出來ず、矢張下戾法以外に執るべき手段なく經過致しました次第であります、併し一方には行政裁判に訴へると云ふことが出來ますので、此下戾法に依つて不許可になりましたものを、行政裁判所に訴へました者もありましたけれども、併し下戾法に依つて不許可になりました方が、寧ろ行政裁判の上の弱點となつたと云ふことで、それも遂に目的を達することが出來ないと云ふ事になりました、夫是致して居る内に、一方の林野制度整理の進行するに從ひまして、益々此地方の農村の從來の收益・利用して居つた慣行が狹められて參りましたので、非常に地方民は窮地に陷つたやうなことになりましたのであります、それで諸君も御承知の通り、我國の農業は山林とか或は畜産とか、農業とか、此三つのものを集約してさうして初めて一の業態を爲して居りましたのに、其一部分が缺けることになりましたから、愈々其儘に置きますると、農村の是等に關係のある部分は、衰亡に歸するより外ないと云ふので、明治四十一年か二年頃、宮古啓三郎君が此議場に於て下戾法の解釋に就て政府に質問をして、大に論議したことがあります、併し其時は既に下戾法の期限を經過致しましたから、何分にも最早遲馳になりまして、どうする事も出來なかつたのであります、其翌年かに此處に居られます小川平吉君其他の諸君が更に唯今茲に提出致しました建議と同じ建議を提出して、さうして何とか此際に、其等の誤つて官有地官林に編入した部分を地方に無償で交付してさうして此地方の基本財産に編入するやうにと云ふことを、政府に建議致しましたことがありましたが、それが何等の反響もなく、遂に今日まで經過致しました次第であります、然るに一方は假令此林野の整理が嚴重になり、取締が嚴重になりましても、政府で持つて居る間は何とかして此習來の慣行の一部分を殘して、下草の拂下とか、土地の貸下と云ふものを受けて、幾分か不便を補つて居りますが、政府が追々に林野制度の整理の進行に從つて、遂に近來は其等の以前民間から取上げた林野の中から、林野經營の上に不適當なりと認めた部分を解除して、不要存置林として賣却することになつたのであります、此賣却をするに就ても、地方の町村は特別の拂下の資格があるやうに規定の上に於て出來て居りますが、其實矢張他に競爭者がありますと、其競爭者だけの金を出さなければ假令其資格を明記して置きましても遂に其土地は他に取られるやうになる外は無い事になります、隨て今日まで國有になつて居る間はどうにかなりましたが、是が若し競爭に負けて、他の者に此土地を競落されることになりますと、最早一個人の物になれば、一本一草も自由にすることが出來ないと云ふ結果になりまして、全く最早其土地との關係を離れなければならぬと云ふ結果になるのであります、是に於て地方は非常に此際窮窘の立場に陷らなければならぬのみならず、此儘に拋棄して置きますと遂に農村の衰亡を待つより外はないと云ふので、近來頻に此國有林野を、其關係市町村に交付して貰ひたいと云ふ聲が高くなつたのであります、今日から見れば歷史も舊く且つ長い間拋棄して置きながら、急に騷立てると云ふ事は餘り感服致しませぬけれども、唯今申上げます通り、此儘に拋棄して置いて、競爭に委せて其林野が一個人の手に歸すると、永久に地方の農業の最大要素になつて居た林野を、失つてしまはなければならぬと云ふ事になるので、是非此際に特別なる法律を設けて、さうして林野中で、以前緣故があり使用收益の事實明なるものは、政府より關係市町村團體に交付致して、之を基本財産として、長く監督官廳が之を保護して、地方民の便宜と利益を圖ることは最も急要なる事と考へます、一體斯樣な問題は、今日の如き會期切迫の際に出すのは甚だ不本意でありますが、之を一日延せば、一日だけ林野の處分の進むに從つて、地方の利益を殺がれることになりますので、斯樣な時をも考へずして、匆卒に提出した次第でありますから、どうぞ此意を御贊成の上、農村救濟の爲めに御同意あらんことを希望致します。

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ、議長指名九名の委員に付託することに決します――此際一言御注意申して置きますが、定數に關する注意もありました、成べく席を御保ち下さるやうに、忽にして定數となり、忽にして定數を缺くが如き動搖があるのであります、御注意を願つて置きます、日程第四地方金融改善に關する建議案――提出者小山松壽君――小山君が席に居られませぬから、次の日程に移ります――日程第五、癩患者の救濟に關する建議案を議題と致します、土屋清三郎君。

第五　癩患者の救濟に關する建議案（土屋清三郎君外十三名提出）

癩患者の救濟に關する建議

政府は癩患者をして其の家族より離れて部落的生活を營ましむる爲適當なる施設を爲すへし

右建議す

〔土屋清三郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○土屋清三郎君　諸君、私は癩病患者の救濟に關する建議案に對して、提出者一同に代りまして、其理由の大要を申上げやうと思ひます、會期僅に一日を餘す今日、特に貴重なる時間を消費致しますことは甚だ恐縮の次第でありますが、問題が吾々同胞の中の最も氣の毒なる人々の身の上に關する事でありますから、暫く御辛抱あらんことを希望致します（「成べく簡單に願ひます」と呼ふ者あり）癩病の傳染病であることは、今日最早疑のないことであります其傳染よりして發病に至るまでの間の經過の長いこと、隨て其感染の動機を明にする事の出來ないと、其病狀が如何にも醜惡を極めます爲めに、今尙ほ世間多數の者は、此氣の毒なる癩病患者に對して、天刑病の名を以て之を擯斥し、啻に患者のみならず、

其血族親族までも之を擯斥し、擯斥せんとしつゝある狀態であります、歐米の主なる國々に於きましては、早くより此病氣の豫防撲滅は、患者を健康者と隔離するに在りと云ふ事に着目致しまして、今日に於きましては、醫學校の材料にすら乏しいと云ふ程に豫防撲滅致したのでありますが、我が國に於ては最近の統計はありませぬけれども、今より十餘年前の內務省の統計に依りますれば、全國に於て此患者の總數が約三萬五千人、其系統を有する所の者が、九十九萬幾らと云ふ數になつて居ると云ふことであります、併ながら極く最近に於ける數年間の壯丁檢查の成績から推定致しますれば、警察の調を基礎とした所の內務省の統計よりは、更に其數が多くなりまして、五千萬人の同胞の中には、少くとも六萬五千人の癩病患者があると云ふ狀態になつて居るのであります、併ながら此豫防に關しましては、明治四十年に癩豫防に關する法律が發布せられまして、是に基づきて、全國に五箇所の府縣聯合の療養所が設置せられまして、癩患者にして療養の途を有せず、又監護者なき所の所謂浮浪患者は悉く此所に收容せられましたが、併ながら其數は僅に一千人であつて之を六萬五千の總數に較べますれば實に五十分の一にも足りないのであります而して其餘の大多數の患者は多くは自分の家に健康な家族と同居致しまして衞生警察の監視の下に世の耳目を憚つて頗る悲慘なる所の、恰も牢獄に於けるが如き窮屈なる生活を忍びつゝあるのであります、是は單り其患者に對して氣の毒であるばかりでなく、斯る患者を有する所の家族の經濟上、並に精神上の苦痛と云ふものは、實に莫大なるものであります、私共が此案を提出致しまして、是等の癩患者を健康者より隔離して、是に向つて一定の島或は區域に、部落的生活を營ましめたいと云ふ趣旨は是等の患者をして、同病相憐むの境遇に置いて、出來得る限り自由と慰安と、而して適當な療養を得せしめたいのと、今一つは彼等の家族をして、經濟上並に精神上の苦痛よりも免れしめると同時に、更に其病毒の感染より免れしめたいが爲めに、此案を提出致したのであります、私は茲に本案をして一層其意味を徹底せしむるが爲めに、更に一二を附加へることの御許を願ひたいのであります、特に私は癩病患者並に家族に代つて、茲に滿場の諸君に訴へなければならぬ、昨年米騷動がありまして以來、特殊部落の人々の救濟と云ふ事は、可なり重大な問題となつて居ります、而も今日私の後とには、吾黨の先輩福井三郎君が、此建議案の御說明をなさると云ふ事であります、特殊部落の人々には洵に氣の毒である、併ながら米騷動を機會にして其待遇改善の動機を作り得る所の人々は、尙ほ幸福であります、六萬五千の癩病患者、百萬の癩血統者は、遂に何れの所に向つても其救濟を訴ふる所がないのであります、況や彼等癩病患者が此惡病を得た所の動機を考へて見ますれば私共は益々同情に堪へないのであります、癩病は豫防し得べきものである既に歐米各國に於ては、之を豫防し盡して居る、若し日本の政府が早く是に著目せられまして、隔離豫防の施設を致しましたならば、今日の如く癩病患者を蔓延せしむる事は無かつたでありませう、言ひ換へますれば、今日多數の癩患者は國家が是に對する適當なる施設を怠つた爲めに出來た所の氣の毒なる患者であります、隨て國家は彼等及び、彼等の家族を救濟する所の義務があり、又彼等及び彼等の家族は、此救濟を要求する所の權利があると思ふのであります、更に私は癩病患者以外の吾々健康なる同胞の立場から申します、癩病患者は初期に於ては素人の目に容易に之を發見することは出來ませぬ、併ながら他人の病毒を傳播する所の力は、此初期の時代が最も猛烈なるのであります、諸君の乘る所の電車汽車、諸君の行く所の料理店、旅人宿、時として寧ろ屢々此輕い癩病患者が出入致して居るのであります、而して彼等の一滴の鼻血の中、一回の嚏の中には、數百萬の生氣潑溂たる癩病の黴菌が居るのである、吾々日本國民は此六萬五千と云ふ多數の危險なる癩病患者を同胞の中に置いて、何時之に感染するか知らないやうな狀態にあるのであります、今日こそ吾々は癩病患者を擯斥し、彼等の家族と結婚することを嫌つて居りますけれども、翌の日には或は吾々も病氣に罹らないとも限らない、吾々の血族親戚の中に、此惡病に侵さるゝ所の者が出來ないとも限らないのであります此點から見ましても私共は健康なる吾々同胞を代表して、此患者の隔離に對する施設を要求しなければなりませぬ、更に私は我が日本帝國の名譽、並に國民の面目の爲めに申します、日本に於て斯くも多數なる癩病患者があるに拘らず全國に五箇所の公設の療養所を除くの外、私立の療養所は何人に依つて創立せられ、何人に依つて經營せられて居りますか、茲に私は內務省の調査を引いて申しまする、公設の療養所外に、私設の療養所は全國に四つあります、東京府下の目黑に慰療院と云ふのがあります、而して是は亞米利加の「ヤングマシー」と云ふ人の創立に係つて居ります、靜岡には神山復生病院と云ふのがあります、是は佛蘭西の宣教師「テストシキット」氏に依つて創立せられ經營せられて居ります、又熊本に回春病院と云ふのがあります、是は有名なる英國の婦人「リデル」孃に依つて創立せられ經營せられて居る、同じ熊本に待勞院と云ふのがある、是亦佛蘭西人の「ゴール」と云ふ人に依つて創立せられ、經營せられて居ります、是れ以外に於て日本の政府日本の國民は、是等の人々の創立したる所の療養所に對して、多少の援助、手傳は致して居りませう、併ながら積極的に何等の施設經營も致して居らないのであります、今日吾々日本國民は一等國なりと誇つて居ります、併ながら世界何れの一等國が、其同胞の中に六萬五千の癩病患者を交へ、之と雜居して平然として居る所の者がありますか、何れの國何れの一等國民が。己の國に於て己の同胞を他國の人々に救濟を受けさせて、平然として居る者がありますか、私は數日前鍛冶橋の畔に於きまして、一人の癩患者が通り過ぎる所の外國人に對して、手を合せて救助を求めて居る有樣を見ました、私は實に面を掩うて過ぎたのであります、私は其點から見て我が日本帝國の名譽、日本國民の面目の爲めに、是非共此建議の趣旨の徹底を希望しなければなりませぬ最後に或は斯樣な說がありませう、それは何人も認めて居るのである、併ながら財政の許さゞるを奈何せん、併ながら全國五箇所の公設療養所に於て費やして居る金額は、一箇年二十萬圓に過ぎないのであります、日本の一植民地の專賣局は、其「モルヒネ」の原料を拂下げるに當りまして、內地の政府が原料として拂下けるものよりも三分の一の安き價格で拂下げ、總額に於て約二百四十萬圓だけのものを國庫に損失を與へて平然として居るのであります(「それは噓だ」と呼ふ者あり)若し暫く此方面に向つて財政の緊縮を致しましたならば百萬二百萬の金は立どころに出來るでありませう、私は以上簡單に其要領を申上げました、癩患者の爲め其家族の爲めに、他の吾々健全なる同胞の自衞の爲めに並に日本帝國の名譽、日本國民の面目の爲めに、切に此建議の滿場諸君に容れられて、贊成せる施設を見る事を切望して、此壇を降るのであります

〔拍手起る〕

○岩崎勲君 議長、

○議長（大岡育造君） 岩崎勲君。

○岩崎勲君 本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なきを以つて、議長指名九名の委員に付託する事に決しました――日程第六、部落改善に關する建議案を議題と致します、提出者福井三郎君。

第六　部落改善に關する建議案（福井三郎君外十名提出）

部落改善に關する建議

維新の初政四民平等の制度を布かれてより茲に五十年を經たりと雖一般國民と所謂特種部落との間鴻溝を畫し官公署の待遇文書等尙之を差別するか如きは一視同仁の　聖旨に副ふ所以に非す政府は宜しく官公吏の選敍其の他の待遇を異にするの舊慣を革め一般國民をして賤視輕侮するの陋習を打破せしめ一面部落民の自覺を促し家屋の改築、衞生の設備等に改良を加ふる爲國庫より相當金額を支出し其の費途に充て官民相待ち改善の方法を講せむことを望む

右建議す

〔福井三郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○福井三郎君　本案は議院內に於ける各派有志議員の提出に係るのであります、本員が之を代表致しまして、提出の趣意を說明致します、唯今の日程より一つ前の日程に、癩病患者を隔離すると云ふ案がございましたが、癩病の人とても同胞である、之を隔離することは實にしなければならぬけれども、するに忍びぬことでありますけれども、是れは一人の人が癩病であつて其の害毒が千萬人に及ぶと云ふ憂があるならば、隔離するの外は致方がない、然るに癩にもあらず、一の「バチルス」をも有せずして、吾々の同胞の中に一部社會に自ら隔離せられて居る者

があるのであります、御承知の如く維新當初先帝の大御聖旨に依つて、四民平等と云ふことで、忌はしき稱呼は總て取除かれ、取除かれたと同時に、又其の交際待遇も吾々と何等變ることなく等しかるべき筈なるにも拘らず、今に於いて之を社會の一方に驅逐して、共に交らず、共に婚せず、共に飲せずと云ふ有樣になつて居るのであります、誰が付けた名前でありますか知りませぬが、甚しきは之を呼ぶに、昔の穢らはしき名稱を言ふのを遠慮した積りで、特殊部落民杯と稱して居るのであります、何故に是が特殊部落民でありませうか、吾々と同胞兄弟、何等異なることは無いのであります、然るに猶き卑しき習俗を今尙ほ改めずして、斯の如き取扱を致して居る事は、實に忍びざる事であると同時に、大御聖旨にも悖つたる事であります、本案はどうぞ此陋習を改めて大御聖旨の如く、又吾々が同胞として、同胞に對する情誼を完全に盡すべく、一の設備を致したいと云ふのが趣意でございます、勿論此一部特殊部落として擯斥せれたる同胞の人々の中には、自らそこに一つの世界を形作つて、堅く吾々と交際を共にしないが爲めに、何事に付けても不便を感じ、何事に付けても即ち下向き傾向で、向上もせず、富みもせず、比較的貧民も此部落に多いと云ふ有樣であります、故に吾々が此人達と何等變る所なき實を現はさうとすると同時に、此人達も我亦多くの人と何等變る事なしと云ふ信念を以て、吾々と等しく向上する方法を講ぜられなければならない、又其積りで進まれなければならない、故に吾々共は之に出來得るだけの助けを致し、彼の人々は其助けに信頼して、益々進んで來る、兩方相俟つて遂に斥けられず、斥けもせず渝る事なき等しき同胞と云ふ結果を得るやうに致したいと思ふのであります、それを如何にしたらば宜いかと申しますれば、先づ物質的改善の方法としては、共同浴場の新築でも致します事にしてそれも國家が全部してやると云ふ譯にも參りますまいから、それをするのは補助費をでも助けると云ふことを致したら如何でありますか、惟ふに貧しき此人達の集つた部落には、斯う云ふ設備が常に缺けて居り勝ちのやうに承つて居るのであります、隨つて衞生機關の設備、殊に「トラホーム」の治療所抔と云ふものが、最も必要であるさうであります、それに續いて傳染病の防消方法も亦必要であるさうであります、隨つて其設備も頗る缺如たるものがあるさうであります、此等を設くるに付ての設備の費用の補助、又物が廉く買へて、生活が便利に出來ると云ふ方法からして、共同の販賣所、或は其部落に於ける部落營の市場、若くは産業組合の設置等に對する手傳をも、成り得べくば、多少の補助金を以て有形的に致したい、又此人達の最も貧しき人の住へる家屋は、極めて陋屋であることは吾々も見たことがあります、諸君も御承知であらうと思ひます、どうぞ此人達を今少しく清潔なる、今少しく良き家屋に住はせて、住居心地の好いと同時に、其心が勇進して向上するやうに致しても行きたい、隨て衞生上の補助をも致したい、是等の人々に自身自ら造つて住ふて貰ひたいけれども、其處は即ち吾々は多數、擯斥せられたる方の人々は少數であるから多き同胞の吾々の方より、少き同胞の人達に助けを致すので主義に於て、此陋屋を改めて、少し良き家を造る補助費即ち改築の補助費等も出來得べくんば與へたいと思ひます、又其部落に於ける道路の交通機關抔は最も缺けて居るさうであります、是も希くは齊々堂々自動車でも乘込めると云ふやうな路にも及ばぬかも存じませぬけれども少くとも人力車の往復位には妨げないやうな路をも造つて、便利を與へたいと思ひます、それから何より大切なのは如何に形を綺麗に致しましても、信念が根本でありまするからして信念に於て多くの同胞と變ることなき吾々が、特に少數一部集つて、何でこんな悲哀の境遇に居るであらうか、左樣なことは無いと、斯う云ふ固い信念が根本になつて、然る後に形の上にも向上進歩致して來るのでありますから、其道理を理解せしむる方法として、常に說教、講演、講話と云ふやうなものを此部落に開いて、此人々に親切に聽かせると云ふ必要があるさうであります、是も學者若くは偉い人と云ふのを連れて行くと云ふことは滿更只でも出來ぬことでもありませうし、さう云ふ事に掛る費用の手傳でも、爲し得べくんば致したいと思ひます、斯樣なものを積りますと云ふと、國庫に對して相當な金額を求めなければならぬ事になりまするが、扨以上算へ上げたる設備が、凡そ幾何の金で出來ませうか是は疑問であります、今確に是だけで出來ると云ふ案も持つて居りませぬと同時に又是だけで致したら宜からうと云ふ制限も認めては居りませぬ故に如何にしたら宜からうかと思ふ所よりして、金額を定めず、之に要する相當の金額を國庫より支出して政府は主として其世話をすることの方法を立てられるやうに致したいと云ふのが即ち本案の趣意でございます本年も既に餘す所今明日、扨此議會に幾何の金を積つて、斯樣な案を立てたりとも、如何に親切なる政府でも出來兼ねませうと思ひますから希くは次に開かれる議會までに此の趣意に於いて立派なる案を立てゝ、議會の協賛を求めるやうに致したいと考へるのであります、どうぞ此趣意に於ける建議を滿場立錐の地もなく諸君の御賛成を請ふ次第であります

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　本案は議長指名九名の委員に付託するに決しました――日程第七、大船渡、久慈間鐵道敷設に關する建議案を議題と致します、委員長高橋嘉太郎君。

第七　大船渡、久慈間鐵道敷設に關する建議案（高橋嘉太郎君外五名提出）（委員長報告）

〔高橋嘉太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○高橋嘉太郎君　委員會の經過並に結果を御報告致します、去る十四日に委員長理事の選擧を行ひまして、十五日に委員會を開きました、委員と政府委員の間に數回の質問應答はありましたが、それは速記錄に委しくございますから略します、唯々玆に二三の最も重要なる點を御紹介致しますが、本議會に政府が提出せられた所の八戸、久慈間並に氣仙沼、大船渡間の工事は、孰れも大正十七年度に落成を告げる事になつて居ります、然れば本建議案の線路、即ち大船渡、久慈間の工事の著手は、十七年度以降に非ざれば著手せぬのであるか或は又其以前に於ても著手する考であるかと云ふ間に對して、政府委員の答には、必ずしも十七年度以降に非ざれば著手しないと云ふのではない、十七年度以前にあつても經濟の都合に依つては著手する考である、斯う云ふ答であります、又それに附帶して斯う云ふ質問がありました、一關氣仙沼間は九年度に著手して十三年度に落成することになつて居る、又氣仙沼大船渡間は十三年度に著手して十七年度に落成を告げることとなつて居る、それは甚だ長きを感ずる、何とかして一關氣仙沼間並に氣仙沼大船渡間共に九年度に著手して十三年度に落成するやうな運びには行かないのであるか、斯う云ふ問に對して政府委員の答には政府に於ても成べく九年度に於て一關或は大船渡よりも著手したい積りである、併ながら是は斷言することは出來ないが、成べくさう云ふやうに運ぶ考である、斯う云ふ事を答へられました、尙ほ政府委員の之に對して申しまするには、實に三陸沿岸線なるものは鐵道網中の沿岸線に於て、最も工事の著手は遲れてある、單に一部分を本年の議會に提出したやうな有樣で、政府に於ても此線路は成べく早く著手して、全國の海岸線の完成を見たい考である、斯う云ふ言明をされました、それで委員會は成べく一日も早く工事に著手せられん事を望むと云ふ條件を付して、滿場一致を以て可決致しました、此段御報告致します

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、可決せられんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ、本案は委員長報告の通り可決したることを宣告致します、日程第八、第九、第十、第十一は同一委員に付託したる議案なるに依り、一括議題に付して御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議が無ければ一括議題と爲し、委員長の報告を求めます、津田毅一君。

第八　帝國博物館完成に關する建議案（柏原文太郎君外一名提出）（委員長報告）

第九　國立博物館建設に關する建議案（井原百介君外六名提出）（委員長報告）

第十　法隆寺防火設備に關する建議案（小泉策太郎君外三名提出）（委員長報告）

第十一　衞生博覽會開設に關する建議案（伊東要君外六名提出）（委員長報告）

〔津田毅一君登壇〕

〔拍手起る〕

○津田毅一君　御報告申します、唯今議題に上つて居りまする帝國博物館完成に關する建議案、それと殆ど大同小異なる國立博物館建設に關する建議案、此兩案が付託になりました、此帝國博物館完成に關する建議案は柏原文太郎君外一名より提出になりました、國立博物館建設に關する建議案は井原百介君外六名より提出になりました、此兩案は要するに我帝國に於て博物館らしい博物館が無い、是は甚だ歐米先進國に對して恥入る次第である、依てどうか此博物館を完成したいと云ふのが本案の趣旨でありますが唯此兩案の異つて居りまする所は、井原君の案は戰後の經營として社會教育及産業の開發の機關にしたい、斯う云ふ點からして此博物館に付きまして設備をしたいと云ふのが趣意であります、柏原君の提出の案は現在にありまする所の博物館を基礎として、之に對して歷史部、美術、工藝、土族學、人種學、考古學と云ふやうな此ものを完全にしたい、それに付きましては唯今ありまする所の此帝國博物館を、或は移管をして戴いて、さうして此完成をすると云ふ事が、或は最も捷徑ではなからうかと云ふ事でありますが、是は事帝室に關することでありますから直ちに之を以て基礎とすることは出來ぬのであります、兎に角唯今國立と致してありまする博物館は、此御茶の水に在りまする教育博物館、是より外に無い、是は甚だ不完全なものである、どうか歐米に對しても讓らぬやうな所の博物館を中央に設けたい、さうして此要所要所の場所には一つの博物館を設けまして、而して社會教育實物教育を施したい、斯う云ふのが趣意であります、委員會に於きましては愼重審議を致しまして、政府委員と質問應答を重ねまして、此兩案に對して、之を一つの案に合併を致しまして、修正をしたらどうであらうかと云ふ事に付きまして、柏原君と井原君との間に相談が出來ました、是に於て委員會では御手許に配付してありまする通りの修正案が出來ました、是は簡單でありますから、此處に朗讀を致します

天然と人文との資料を蒐集整理し學術的說明を施し國民の知識を開發するは博物館に若くなく其の効果最顯著なり故に歐米諸國に在りては博物館の設備如何は其の國文明の程度を表示するものなりとの觀念に基き各國競ふて之か施設に努め大都市に於ては到る處廣大なる國立博物館を設け其の効果を擧くるに鋭意せさるものなし然るに我か國の博物館に在りては其の規模狹小にして其の利用亦普ねからす政府は宜しく戰後の經營として國費を以て之か施設を完成し以て學者の研究に資し一は以て民衆の智德の增進に資し延て産業の發達に貢獻するの方法を講せられむことを望む右議決す

斯の如き修正案が出來まして、滿場一致を以て可決致しました次第であります、次に此法隆寺の防火設備に關する建議案、是亦本委員會に付託になりまして、政府委員の答を聽きまして、愼重に審議を致しましたのでありますが、法隆寺は御案內の通り此古きは千五百年、新しきも四百年を下らざる所の建築物であります、我國の美術の最も粹なる所のものが此處に保存せられてあるのでありますが、此法隆寺は防火の設備が更に無い、是は甚だ遺憾千萬である我國の國寶となるべきものが、多分に法隆寺に保管されてありますが、防火の設備に付ては缺如して更に無い、是は甚だ遺憾である、故に何とかして防火の設備をするのが最も必要である、それに付ては丁度法隆寺より十何町先に水源地がある、其水源地は丁度山の上である、仍て更に貯水を致しまして、水道を設けますると云ふと、法隆寺の附近まで持つて來ることが出來る、其處へ蒸汽喞筒のやうなものを備付けますると云ふと、防火上の設備は全きを得ると云ふことである、是には約三十五六萬圓の金を要する、三十五六萬圓の金は甚しく些少ではありませぬけれども、斯の如き我國の古の文明を紹介する所の古美術、之を保存するが爲めに三十萬や五十萬の金は惜むには足るまい、委員會は是亦滿場一致を以て可決致しました次第であります、次に衛生博覽會設備、此案は伊東重君外六名より提出になりました案でありまして、世界の大戰後國力を恢復すべき所の經營の一として、衛生博覽會と云ふものを設け衛生思想の普及を圖ると云ふことは、最も喫緊なる仕事である、是は是非我國に於て爲すべきことである、我國に於ては醫學は非常に進歩を致して居りまするが、一般民衆の衛生思想と云ふものは、甚だ缺如して居る、此衛生思想を普及するが爲めには耳よりも目に入れるが最も必要である、故に此衛生博覽會を開きまして、通俗的に一般的に國民の目よりして衛生思想を注入すると云ふことは、非常に有益な事で必要なことである、斯う云ふ提出者の理由であります、委員會は政府委員の意見も聞きまして、是亦最も必要な事であると云ふので、全員一致を以て可決したる次第でございます、以上述べましたる如き次第でございますから、本會に於きましても全院一致を以て賛成あらんことを希望致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　日程第八、第九は之を併合致しまして委員長報告通り、即ち委員會修正議決の通り可決せられんことを望みます、日程第十及第十一は何れも委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　唯今の動議に御異議無しと認めます、即ち四案とも委員長報告の通りに何れも可決致しました、日程第十二、工業原料植物研究所設置に關する建議案を議題と致します、委員長鵜澤總明君。

第十二　工業原料植物研究所設置に關する建議案（鵜澤總明君提出）（委員長報告）

○法學博士鵜澤總明君　簡單でありますから此席から御報告をすることの許可を仰ぎます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○法學博士鵜澤總明君　此工業原料植物研究所設置に關する建議案は、貴族院に於ても同樣な案が出まして、愼重に審議をせられて居るやうな狀況は、豫て御報告申上げました、委員會に於きましても愼重に審議を致しまして、當局の農商務省の所管の政府委員にも出席を乞ひ、段々と工業の原料となる植物其の植物の分量、即ち纖維のやうなものであれば、其分量を殖やす、或は油のやうな、亞麻のやうなものであれば、其實質を良くすると云ふやうなことに付て、十分に專門的の研究を施さなければならぬ、隨て專門の學術を持つて居るやうな人に立派な研究所を設けて研究せしむる必要があると云ふやうな事を、段々協議致したのであります、それから尙ほ竹の如き東洋特有の植物、是は木であるか草であるか分りませぬが、兎に角特有の植物に付ては、是も色々研究をするやうに致したら宜からうと云ふこと、併せて單純な學問的に研究するのでなくして、利用厚生上、工業の原料とする其材料を增加せしむるのである、其質を良くするのであると云ふ趣旨の建議が、委員會に於て色々取捨されたのであります、それで政府も此趣旨に於ては賛成でございまして、全會一致を以て可決になりました次第でありますから此段委員會の經過及結果を御報告に及びます。

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議はないと認めます、委員長報告通り可決したることを宣告致します、日程第十三、狩野川改修に關する建議案を議題と致します、委員長小泉策太郎君。

第十三　狩野川改修に關する建議案（岩崎勳君外一名提出）（委員長報告）

○小泉策太郎君　極めて簡單でありますから本席から……

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○小泉策太郎君　本案は委員何れも同感でありまして、又政府に於ても狩野川改修の必要を認めて、成るべく速に此設計の調査に著手するやうに言明されました、隨て全會一致を以て可決になりました、此段御報告致します。

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議無きを以て本案は委員長報告通り可決したることを宣告致します、日程第十四、朝鮮西岸各港と大阪橫濱間並仁川と青島上海間に定期航路開始に關する建議案を議題と致します、委員長渡邊祐策君。

第十四　朝鮮西岸各港と大阪橫濱間並仁川と青島上海間に定期航路開始に關する建議案（牧山耕藏君外九名提出）（委員長報告）

〔渡邊祐策君登壇〕

○渡邊祐策君　朝鮮西海岸各港と大阪橫濱間並仁川と青島上海間の定期航路開航の建議に付て、委員會の經過を御報告致します、委員會は前後二回開會致したのであります、而して提出者の精しき說明を求め、政府委員と色々質問應答審議を凝したのでありますが、此定期航路開始の線路は內容は、三箇所あ

りまして、一は大阪を起點として下關門司を經、釜山、木浦、郡山、仁川、鎭南浦に至るのが一航路、一は横濱を起點として前記の航路を開始する、一は仁川を起點として鎭南浦を經て芝罘、青島、上海に至る航路を開設するのであります、是は本島と朝鮮並に滿支間の貨物の輸送を圓滑にして、彼我補充を保ち、一層貿易の向上を圖ると云ふの意思である、之に對して政府當局者は第一第二は考慮研究を要すると云ふのであります、第三の滿支間の航路は最も必要を認め、現に考慮中であると云ふ所の辯明であつたのであります、故に委員會は原案の如く決定をし、尙は委員の牧山君より希望條件を提出せられたのである、それは現に關釜聯絡上に對して、現在の儀では尙ほ不足を感じ、殊に貨物の輸送に付て大に缺陷を認むる、故に其意味に於て一つの希望條件を決議したのであります、其希望條件は「關釜聯絡船は現に晝航一千噸級夜航三千噸級の船舶を使用しあるも未た貨客の輸送を盡すに十分ならす、加之天候不良の際は往々交通の杜絶を見ることあり、殊に冬期に於て最も甚しと爲す、仍て政府は之に適應する改良施設を爲さんことを望む」と云ふ希望條件を提出して、原案も亦此希望條件も委員會一致を以て可決したのであります、何卒御賛成を願ひます。

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、可決せられんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　委員長報告に御異議ないと認めます、委員長報告通り可決したることを宣告致します、次は日程第十五、小學兒童口腔衛生施設に關する建議案を議題と致します、委員長佃安之丞君。

第十五　小學兒童口腔衛生施設に關する建議案(木下謙次郎君外二名提出)　(委員長報告)

〔佃安之丞君登壇〕

〔拍手起る〕

○佃安之丞君　小學兒童口腔衛生施設に關する建議案の委員會の樣子を御報告申上げます、此委員會は二回開會致しまして、政府當局者と致しましては、内務文部陸軍の三政府側の出席を求め説明を得まして、結局全會一致必要の事と認めまして可決した次第であります、唯々極く簡單に其可決を致しました理由を申上げますでございますが、嚢に建議案提出者の一人たる我が同僚の木下君から懇々此席に於て説明を致してございますから、手前からは特に申上げませぬが、畢竟國民の基礎となる所の小學兒童の口腔内に於ける所の衛生上の缺陷を調査をして見ますと云ふと齒牙の病氣に罹つて居る者が非常に多く今文部省の調査に依りました明治四十年の全國小學校生徒の平均數を見ますと、百人に就て明治四十年には男生徒が四十六人五四、女生徒が四十一人六九と云ふ數でありましたが、十年後の大正五年は男生徒が五十八人四七、女生徒が四十三人〇五と云ふ結果を見まして、漸次罹病數を增した譯でありまして、東京の如きは大正三年に男生徒が八十八人、女生徒が八十七人、大正四年に中野に於て男生徒が八十五人、女生徒が八十七人と云ふ何れも不良の成績を現して居りまする、斯の如く都會の兒童と郡部の兒童との比較を見ますと、どうも都會の兒童の方が成績が惡い、或は畢竟生活狀態の異つて居る點でもありませうが、一に飲食物の關係であらうと云ふことを信じまする、翻つて我日本の陸軍に於きまする所の壯丁に對する徴兵檢査の成績を見ますると、近年非常なる成績を現して來て居ります、甲種合格者が近年漸次數が減つて參りまして、それに反對致しまして丙種若くは丁種と云ふ所の數が、漸次增加を致して來て居ると云ふ事柄は、甚だ我國家と致しまして諸君と共に憂へる次第であります(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)是れは畢竟國家の發展を圖る上に於いて國民の體力を旺盛にし改良發達を圖らなければならぬ次第でありまするが、此點に向つて既に今期議會に於きましては、政府から結核豫防法案を一面に向つては提出し、又「トラホーム」豫防法案を提出したと云ふやうな次第で、即ち茲に兩院の可決を得たと云ふやうな次第でありましたが、是と相俟つて吾々が閑却をすることの出來ないものは、即ち此小學校兒童の口腔疾病の問題であります、小學兒童の口腔衛生を第一に十分にしやうと思ひますれば、必ず、學校醫の力を俟たなければならぬのであります、が、學校醫の規定と云ふものは、文部省令に依つて決つて居りますで、普通全科醫をして之に當らしめて、所謂百般の學校に對する衛生の主腦とならしめて居るやうな次第でありまするが、併ながら矢張專門の事に關しましては「トラホーム」に對して成べく眼科專門醫を囑託して、其檢査若くは治療の方法を説明する事に當らしめる如く、矢張此口腔齒牙の疾病に對しましても、亦專門醫たる所の成べく齒科醫を囑託致して行く、現在東京若くは京都、廣島縣の如きは、今日齒科醫を實地に囑託を致して成績を擧げつゝあるやうな狀態でございます、其他此口腔衛生の完全を圖りますに付きましては、或は講演會を設けますとか、展覽會を催しまして父兄並に兒童に齒牙を保全して行く方法とか、或は齒を丈夫にして置くのは身體の健康上極く必要なる所以であると云ふやうな事を説いて聞かせまして、成べく之れを未然に豫防する方法を能く説明致しますると云ふことが最も必要であらうと思ひます、で政府當局と致しましても、本建議に就きましては、大に此の趣旨を贊成致しまして、内務衛生當局は斯う云ふことを聲明致して居ります、即ち保健衛生調査會に於きましても、今後は更に一層注意をして此事項を調査せしめやうと思ひますし、又衛生の小册子を發布してさうして義務教育を終了した者には、其小册子を讀んで會得することの爲し得らるる程度の雜誌を拵へて見たい、さうして其中に口腔衛生の事を十分に記載する考であると云ふことを申して居りまするし、文部當局は小學校の各衛生上の問題は、先づ第一に教員其人に其衛生上の知識を注入する必要がありますから、現在講習會などを開き、又印刷物を拵へまして、さうして能く會得せしめて、生徒並に父兄に其疾病に對して能く通告をすると云ふ方法を講じては居りまするが、尙ほ一層本建議の趣旨を貫徹する意味に於て、十分の事を致す考でありまするし、尙ほ今日實際爲しつゝある民間の斯業家の有志が、所謂講演會を組織致しまして各地方を遊説講演して居りますが、之を更に一層便宜を圖つて其事柄を尙ほ奬勵をする考であると云ふことを聲明を致して居りまする、要するに全員皆此建議の必要を非常に認めまして、兒童の齒牙の保存と云ふことに付ては、將來の國民となり、國の安寧秩序を圖る上に於て、大なる必要があると云ふことから致しまして、本會議を可決致しましたやうな次第であります、右御報告申上げて置きます。〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、可決せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　別に御異議もありませぬから本案も委員長報告の通りに可決致します――日程第十六、新聞紙法改正に關する建議案を議題と致します、委員長川原茂輔君。

第十六　新聞紙法改正に關する建議案(松田源治君外十二名提出)　(委員長報告)

〔川原茂輔君登壇〕

〔拍手起る〕

○川原茂輔君　新聞紙法改正に關する建議案の委員會の結果を御報告致します、本案は誠に單簡なる案でありますけれども、其關係は頗る重大でありまして、現行新聞紙法は時勢の進運に適合せず、政府は速に之が改正案を起草し次期の議會に提出せられんことを望むと云ふ單簡なる案であります、此案の趣旨を此壇上に於て曾て松田君より十分に御演説になりまして、其論旨は速記錄に依て諸君が既に御熟知のことと存じます、委員會に於ても此趣旨を松田君其他より再演せられましたに對して、政府は新聞紙法案は誠に重大の問題であつて、改正法を制定致しました以來多の歲月を經て、今日の時勢に順應せざる點あることも發見して居るのである、殊に此輿論の趨勢を觀察して、改正をなすべき時期ならんと信じて、目下調査攻究中である、隨て來る四十二の議會に於て必らず此改正案を提出すると云ふことは、斷言することは困難であるけれども、成るべく此民意の存する所を尊重して、改正を爲さんと考へて居りますと云ふことを言明するのであります、其他幾多の質問應答がありましたが、政府は委員諸君の意見を參考とし、其希望は尊重すべしと答へ、滿場一致を以て本案は即ち採用することに決定致したのであります、本會に於きましてもどうか滿場一致を以て、御贊成下さらんことを希望します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は委員長報告通り可決せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　別に御異議がありませぬから委員長報告の通りに可決したることを宣告致します日程第十七、十八、十九は、同一委員に付託したる議案なるに依り、一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ一括議題と致します、委員長三土君の報告を求めます。

第十七　音樂學校設置に關する建議案（鵜澤總明君外二名提出）（委員長報告）

第十八　松戸高等園藝學校移管に關する建議案（吉植庄一郎君外九名提出）（委員長報告）

第十九　水產教育機關擴張に關する建議案（關矢儀八郎君外二名提出）（委員長報告）

〔三土忠造君登壇〕

〔拍手起る〕

○三土忠造君　三案とも極めて簡單な案でありますから、簡單に御報告致します、第一音樂學校設置に關する建議案でありますが、之に對しては政府は餘り其必要を認めて居らぬやうであります、現在の東京の音樂學校だけで、相當に間に合つて居ると云ふやうな意見でありましたが、委員會に於きましては何れも大阪又は京都の中に、尙ほ一箇所の音樂學校を增設することを必要なりと認めまして、之に對して一人も異論者はありませぬでしたが、唯々本建議案の趣旨は末文に於て「特に洋樂の教育を盛ならしめむことを望む」とあつて、西洋音樂だけに重きを置いてあるのでありますが、單り西洋音樂許りでなく、東洋音樂、殊に邦樂にも重きを置いたが宜からうと云ふので、將來音樂學校を增設する場合には此等の取捨撰擇を政府に一任すると云ふ意味に於て、「殊に洋樂」と云ふ四字を削りまして、其代りに、「斯道」と云ふ二字を入れたのであります、斯の如くにして「政府は速に大阪又は京都に音樂學校を設置して、斯道の教育を盛ならしめむことを望む」斯樣に修正致しまして、滿場一致を以て可決致しました、それから次に千葉縣に在りまする松戸高等園藝學校移管に關する建議案でありますが、是は御承知の通り既に建議案として數回本院を通過して居る問題であります、政府に於きましても此學校は他に種類の無い學校であり、專門學校程度として園藝に關する教育をして居る學校は、單り此學校あるのみでありまするからして、どうかして之を存續せしめ、且つ助長せしめたい考を持つて居る、少くとも是までの補助金を增額して學校の成立するやうにして見たい、補助金は總經費三萬二千圓の中で政府から出して居りますのは七千圓でありますが、之を增額して見たいと思つて居る、尙ほ移管の問題も篤と考慮する、十分研究して見る積りであると云ふ聲明を得ました、そこで委員諸君より異口同音に、どうか移管の問題は財政の都合其他の爲めに、直ちに之を決行することは出來ぬと致しましても、學校が存立して行けるやうなことにして貰ひたいと云ふ希望を、皆述べた次第であります、斯の如くにして本案も滿場一致を以て可決されました、第三には水產教育機關擴張に關する建議案でありまして、本案の趣旨は二箇條であります、即ち第一は現在の水產講習所を擴張して、生徒の收容力を增加すること、第二は各府縣に獎勵して中學程度の水產學校を起すこと、此の二つの趣旨を含んで居るのでありますが、二つとも政府に於ては至極同感であります、初めの水產講習所の方は農商務の所管でありまして、次の中學校程度の水產學校と云ふことになりますと、文部の所管でありますが、兩者の政府委員は孰れも趣旨に於ては至極贊成である、殊に農商務の所管に付きましては現在の水產講習所の定員が七十名になつて居る此擴張の必要を認めて、本年即ち大正八年度の豫算に四十五名だけ增員することになつて、既に豫算が通過したのでありますから、直ちに此上に又定員を增すことは如何かと思ふだけの懸念がありますが、大體に於て此增員を計ることは、時勢の進運に鑑みて最も必要なりと考へて居ります、斯う云ふことであります、それから文部所管に於きましても、中學程度の水產學校を獎勵增設すると云ふことは至極贊成であるが、唯々府縣費に屬しますから中央政府より强る譯に行かぬ、成るべく建議の御趣旨に基いて獎勵する積りである、斯う云ふ言明を得まして、此案も全員一致を以て可決致しました、以上御報告致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　日程第十七は委員長報告の通り、即ち委員會に於て修正議決の通り可決せられんことを望みます、日程第十八、第十九は孰れも委員長報告通り可決されんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　三案共に御異議無いと認めます、委員長報告通りに可決したることを宣告致します、日程第二十、第二十一、第二十二は同一委員に付託し、同種關聯の議案なるに依り、一括議題と致すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　一括議題と致します、委員長の報告を求めます──高岡唯一郎君。

第二十　東北本線安達驛又は松川驛、川俣町間輕便鐵道建設に關する建議案（平島松尾君外一名提出）（委員長報告）

第二十一　福島縣下松川驛又は安達驛、川俣町間輕便鐵道敷設に關する建議案（八田宗吉君外二名提出）（委員長報告）

第二十二　常磐線複線工事速成に關する建議案（高岡唯一郎君外四名提出）（委員長報告）

○高岡唯一郎君　極めて簡單でありまするから、此席から御報告を致します。

○議長（大岡育造君）　登壇を希望致します、數の多いことでありますから。

〔高岡唯一郎君登壇〕

○高岡唯一郎君　日程の第二十、第二十一は目的趣旨を同じくする所の同一議案でありまして、一は平島松尾君外一名より提出になつて居ります、もう一つは八田宗吉君外二名より建議になつて居る案でありまして、孰れも是れは同一議案でありますから、委員會は倂合審議致した次第であります、委員會に於きましては此建議案の趣旨たる即ち目的たる所の川俣は、全國に於きまして羽二重の輸出地として有名な土地であります、殊に又此地方は非常に物產も富んで居りますが故に、委員會に於ては二日に亘つて質問應答を重ねた次第であります、然るに政府委員の說明に依りますれば、是は以前調べた處もあつて將來有望な線路である、それでありますから財政の許す限りに於ては、此鐵道を建設致したいと云ふの言明を得まして、委員會は全會一致を以て可決すべきものと決した次第であります、其次は常磐鐵道複線工事速成の建議案であります、是は過日も本員より委しく說明申した通り、物資の供給集散並に石炭の需給關係に於て、極めて必要なる鐵道であります、是も亦委員會に於きまして、二回委員會を開いて十分に審議討論を致した次第であります、而して又政府委員の說明を聽きました所が、政府委員に於きましても、是は極めて今日物資の配給等に於ても、必要な鐵道である故に、一日も速に此の鐵道の速成を期したい、即ち複線工事の速成を期したいと云ふの聲明を得まして、委員會は此鐵道に向つて二つの希望條件を付して、さうして委員會は滿場一致を以て可決致した次第であります、其二つの條件と云ふのは、如何に常磐鐵道の複線工事が出來ましても、東京の二線工事、所謂山手工事が出來なければ詰り鳥の兩翼に於ける、或は車の兩輪に於ける密接の關係があるのであるが故に、此の希望條件と致して「一常磐線複線工事速成と同時に山手二線增設工事を速成すへし」もう一つは委員の一人より希望條件として提出されまして、是も亦委員會は滿場一致を以て此希望條件を容れた次第であります、即ち「目下の急務に應する爲輸送能率を增加し貨物の停滯なきを期すへし」此二つの條件を付しまして委員會は全會一致を以て是亦可決致した次第でありますから、本會に於きましても何卒全會一致の御贊成を求めます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　福井三郎君。

〔福井三郎君登壇〕

○福井三郎君　一寸僅かの時間を拜借致しまして、此案に付て政府に質問を致して見たいのであります、特に此案に付てと申しまするよりも、凡そ鐵道と云ふことに付て質問趣意書を提出致しまして、演壇で滔々五六時間も所信を述べて、政府の答辯を求めたいと思つたのでありますけれども、時が無くして此に至りましたから、ほんの簡單に理由の在る所を述べて、簡單なる政府の說明を求めれば足りるのであります、成程鐵道は既成の鐵道六千哩、其中複線のあるものは既に八百哩に垂々とする、今又幾多の建議案、或は政府の計畫等に依つて鐵道が延びて行く唯今問題になつて居る鐵道も亦即ち有るが上に殖えて行く鐵道の一つである、洵に結構な事であります交通機關は一つより二つ、二つより三つ、多々益々多くして四通八達になるのを望みますが、單に鐵道許りが其如く出來て、それで交通運輸の目的が達し得られると政府は信じて居らるるや否やと云ふことが、問ひたいのです、具體的事實を擧げて問ひたい

何故かと申せば鐵道は鐵道自身で以て本來の機能を發し得るものぢやなく、鐵道と相俟つて働く者が他にあつて、是れの助けを得て初めて鐵道と云ひ、船と云ひ、各々其本能を發揮することが出來るのである、それは何ぞや、貨物取扱運送業者なるものである、此貨物取扱運送業者の手を離れては、鐵道も船舶も聾同樣である、自から何とすることも出來ない、此貨物運送取扱業者なる者が、眞面目に能く働いてそれで鐵道の助手となり船舶の手傳となりして、初めて完全なる用を達するものであると云ふことに付ては、誰方にも御異存はなからうと思ひます、そこで其貨物取扱業者なる者が、今日取扱つて居るものは、どんなものかと云つたならば、それは生活上に關するものは擧げて其手に掛らざるものは無いと言つて差支なからう、先づ主もなる物を拾上げても米麥、貨幣、貴金屬、寶玉、兵器類、絹織物、下は薪炭蔬菜に至るまで國民の生活上、一として彼等の手に依つて取扱はれざるものはないのであります、故に言換へますれば一國の貨財は悉く運送取扱業者の手に委して居ると言つても差支がない、其運送業者の手に委してある貨財が、價幾何であらうかと言ひますれば、正確の統計を得ませぬから明かに數字を擧げて御示することは出來ませぬけれども、想ふに數十億圓を下らないであらうと思ひます、帝國の公債多額と雖も二十六億有餘、三十億には足らないのでありませう、帝國が即ち國債として負ふ所の義務ですら三十億に足らないのである、然るに此些々たる運送業者が荷主に對して債務として負ふ所の義務は、優に十數億萬の負擔であると言はなければならぬ、是程の大きな國民の生活上に、大切な事をさせて居る貨物運送取扱業者を、如何鐵道の方から取締つて居らるるか、どう云ふ取扱をして居るか、何等の規定を以てどう云ふ脈絡が取つてあるかと申せば運送業者と申すものと鐵道との間は、事實に於ては一日も接手しない日はないやうに頻繁であつても、法規の之を律するもの無く、法律の之を拘束するもの無く、申さば法律規則の上から見て、鐵道貨物取扱業者と更らの他人で、何等關係が無い、没交渉と云つて差支ないではありませぬか、先づ運輸業者なる者はどう云ふ――運送業者なる者はどう云ふ狀態に於て出來て、今何ほあつて何を爲しつつあるかと言へば、些つとも之を拵へるに制裁も無ければ法律も無いのでありますから、一雨々々毎に運送業者が殖えて來る、今日聞く所に依ると萬有餘の數に上つて居ると云ふことである、それが即ち御同樣の生活に必要なる總ての國富を擧げて――貨財國富を擧げて其掌中に握つて居るのである、萬有餘の即ち貨物取扱業者なるものが、成程、其等の中には一人にして幾百萬圓の資本を以て信用隆々たる株式組織でやつて居る運送業者もありませうけれども、多くは申さば傘が一本、天秤棒が一つ、秤が一つ、破れ車が一輛位が高々の身代で、此商賣をして居る者が多いのであります、其の微々たる危なつかしい運送業者が何事をするのであるかと云へば、容易ならぬことをする、所謂荷の引換證なるものを、荷主に向つて交付するのである、法律上のことは講釋せずとも、其の荷の引換證なるものが市場に出て歩きますれば即ち商業上經濟上大なる法律上の關係を有するのでございます、それに依つて安心すべくそれに依つて心配すべく、それに依つて儲かるべく、それに依つて損すべく、毎日の經濟界の波瀾はそれに依つて生じつゝあるのであると思ひます、即ち天秤棒一つに破れ傘一本、厚司、印絆纏一つの危かしいと運送業者が左樣な事をやつて、それに御同樣は大事な物を委ねて安心して居るのであるから、ともすると容易ならぬ事が起きて來る、現在證據を擧げたならば數限りもありますまいが、其中の顯著なる一二の例を擧げても、たつた此間の事であります、北海道の函館に貨物運送業者の西谷某なる者、及び丸和合名會社なるものが、大正六年中に鐵道運送中に事故に依つて損害がある、其貨物の損害の賠償金を鐵道院より受取つて荷主に交付する場合に、貰つた部分殘らずであると云ふやうな顏をして、其大部分を著服に及んで、僅か一部分しか荷主へはやりはしなかつた其猾葉が露顯に及んで遂に刑事の制裁を受けて、奴さん懲役に行つた、是は此間の事である、其次には又同じ驛の近所で以て雜穀三十有餘車とあるから、中々大變なものでありませう、それが荷主の依頼に依つて倉庫の中に假預をするに當つて、其預證の受取人を自己の名義として置いて、漸次に該雜穀を倉庫より取出し之を他に賣飛ばして、本當の荷主に莫大の損失を掛けて、是は目下やつさもつさのごたくさ中である、さう云ふ例は餘り澤山ごた〳〵擧げても嘸ぞ御聽惡からうし、時間もありませぬから省略して置きますが、彼處に數十車、此處に何十俵と云ふが如く、荷主に損害を掛けて懲戒に行き、裁判されつゝあると云ふことは、廣く日本の全土を見渡しますれば、三日四日掛つても數へ切れぬ程あると思ひます、現在御同樣に於ても覺がある、僅かな物が小包一つで來る、否鐵道便に依つて運送屋の手を經て來ると致しましても、全く自分に松茸一貫目來れば良い所の部分は取つてしまつて、僅か六七百匁しか來なかつたり、甚だしきに至つては本員昨年の冬大阪から鰤を取寄せたらば、四分の一の身を取つてしまつて、引つ込んだ所に藁を入れて、舊の如く裝つて運送して來たのである、是は勿論懇意な友人より本員へ寄贈して來たものである、腹が立つて堪らぬが捕へることが出來ぬ、送つた人も不本意なれば本員も甚だ迷惑である、殊に正月の祝物である、實に草の根を分けても尋出してやりたいと思つたが――斯る事は本員許りではありますまい、是は如何はしい運送屋なる者の取締が行屆いて居らぬ、否取締らうにも取締る規則が無い故に、規則無くして取締らうと思ふならば、百年黄河の清むのを待つと一般で、已れ縛るぞと言つて來た巡査が、繩を取らぬと同じ事である、向ふの方で縛る積りならば繩を持て、それから御出でなさいと云ふやうな有樣になつて居る、故に鐵道を拵へることは益々必要で、多々益々多く出來ることを希望致しますが、如何に鐵道が澤山出來ても、船舶を十分に噸數を増して完全に造りましても、之に關係を有する所の、相俟つて用を爲す所の貨物取扱運送業者なるものを取締ると云ふ方法が立たなかつたならば、恰も敷の無い袋の中に物を詰めるに等しいことになりはしないかと思ふのであります、政府は現在貨物の運送取扱業者なるものゝ弊害を、本員が唯今此處で述ぶるが如く御認めになりますや否や、それとも貨物取扱業者と云ふものは、釋迦や孔子のやうな善人許りの者であると云ふことに御承知になつて居るか、左樣に御承知になつて居るならば、是が取締をする必要――制裁を加ふることの必要がないと云ふ御答になるか、本員の述ぶるが如きものに思つて居るや、今後其邊の取締をしやうと考へると云ふ御答になりますか、二者其一の御答を承つて、次第に依つては更に復何等かの演壇に立つて申上ぐる機會か生じやしないかと存ずる次第であります、どうぞ之に依つて簡單な御答に希望致します。

〔政府委員中川正左君登壇〕

○政府委員（中川正左君） 福井さんの御質問に御答を致します、政府に於きましても此鐵道に關する運送取扱業者の改善の必要を認めまして、目下調査中であります。

○岩崎勳君 日程第二十及二十一の兩案を併合して委員長報告の通り、即ち委員會に於て修正議決の通り可決せられんことを望む、日程第二十二は委員長報告の通り可決確定せられんことを望む。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 別に御異議はないと認めます三案とも委員長報告通りに可決致しました、日程第二十三、北海道拓殖完成に關する建議案を議題と致します――東武君。

第二十三 北海道拓殖完成に關する建議案（寺田省歸君外二名提出）（委員長報告）

〔東武君登壇〕

○東武君 御報告致します、本案は北海道拓殖に關する建議案と云ふのであります、其內容は北海道の拓殖費の自然增加を以て、北海道に拓殖の施設に充當して貰ひたいと云ふ意味で、是だけなれば頗る簡單でありますが、此建議には頗る重要なる事が含まれて居るのでありますが、時間がございませぬから極く簡單に概要だけを申上げます、北海道の拓殖計畫は矢張一般會計の取扱の規定になつて居るのを明治四十三年度に拓殖の十五年計畫と云ふものを、時の河島長官に依つて立てられた、此立てられた時の精神は、時の內閣が更まり政變のある毎に拓殖政策が常に異動することは、國家の爲め甚だ不利益であると云ふので、特別會計を施設する考であつた、所が內地府縣の法制上幾多の關係がありまして、北海道は內地同樣な行政を布かれて居る爲めに、特別會計制度を立てることが出來なかつた故に、一種變態なる特別會計制度を執つたのであります、其時の計畫の基礎は十五箇年を以て北海道の拓殖第一期を完成する、それに對して政府は七千萬圓の金を拓殖費に投ずる、斯う云ふ事になつて居つた、此七千萬圓を十五箇年に投ずると云ふことは美でありますが其內容は四十三年度に於きまして政府が一般會計に收入して居る所の國庫收納金の基礎を定めて、四十

三年度に國庫に入つて居る金が幾らと云ふことを、それを抑へて、其費用千三百萬圓國庫に納つて居るから、其千三百萬圓の基礎を取つて、其以上に增額したものは北海道の拓殖費に充て、一般會計に累を及ぼさないと云ふ或程度を決めて、從來の如く國庫に入れ、其以上は北海道の拓殖費に充當する、所謂之を自然增收と言ひました、其時二百五十萬圓國庫が年々出すと云ふことになつて、之を北海道の拓殖の自然增收と云ひ、而して十五箇年計畫を立つたのであります、所が此計畫を立つて以來、自然增收は甚だ少なくして、大正三年度まで六箇年間は甚だ此世の中が不景氣、若くは凶災相踵ぎ、爲めに拓殖計畫たる自然增收に當てたるものは、繰延々々にして遂に其計畫が十分に行はれないけれども、政府と一般會計との協定事項のある爲めに、北海道拓殖は進まなかつたであらうと信ぜらるゝ有樣であつた、然るに、幸に大正三年度時局以來、一躍拓殖事業は促進せられて、自然增收が非常に殖えた、故に七千萬圓と云ふ金は、大正六年度に更に計畫を改正致しまして、現在は八千九百萬圓になつて居りますから、此建議案の精神から見ますれば、尙ほ現在に於ても二千二百萬圓許りの剩餘金を生ずることになつて居る、是は其儘にして置けば、一般會計に皆な入れてしまふのであるから、初めから此本體の特別會計を施行して來たのでありますから、其當初の契約に基いて金の剩つた場合、北海道の必要の事業に充當して貰ひたいと云ふことであります、此法制上或は豫算の上から見ますれば、此事は一種の契約になつて居らぬ、契約になつて居らぬから金が剩つても、一般會計に入れると云ふことは當然の結論になるのでありますけれども、此決算に於て金が繰越した時は繰越しやうと云ふことが協定事項になつて居る、それだから一年にどれだけの金を使ふと云ふ標準が立つて居りますから、それは自然增收のあつた場合は決算上增加額は制限外にすると云ふ、斯う云ふ協定になつて居る、是は內閣の協定事項になつて居る、それでありますから決算三年目に金が剩つたら、それは制限外として使つて宜いと云ふ條件になつて居りますから、此建議案は其趣意其精神に基いて、北海道の施設事業は多々益々あつて、港灣の如き、道路の如き、鐵道の如き、治水の如き、まだ少しも手が屆いて居らぬのみならず、近來耕地整理、開墾助成法案、若くは帝國開墾株式會社と云ふやうな仕事は、北海道拓殖費を以て遣つたならば、本員が申上げると多少我田引水の嫌がありますけれども、此食糧の獨立問題などは極く解決が出來るのであります又北海道拓殖事業は僅かに三分の一位で、前途益々遼遠であるのでありまするが此豫算の精神に依りまして――依らなければ已を得ないが、剩つた金があつたならば、更に拓殖計畫を改訂されまして、其費用に充實することは當初の精神であると云ふことに依つて、此建議案を提出した次第であります、委員會は滿場一致を以て議決し、政府の答辯を求めました、內務省政府委員は之に向つて滿腔の同意を表した、大藏省の政府委員は是は計數上の基礎に涉りまして重大の關係がありますから、明言が出來ないと云ふことでありました、政府委員の答辯を求め全會一致を以て可決した次第であります、成べく御贊成あらんことを……

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議がありませぬから、本案は委員長報告通り可決したることを宣告致します其他に先刻後廻しに致しました日程第四に付て報告を求めます、提出者小山松壽君。

第四　地方金融改善に關する建議案（小山松壽君外九名提出）

地方金融改善に關する建議

政府は地方金融の改善を計る爲日本勸業銀行法に適當なる改正を加へ不動產抵當債權に關し此の兩行と普通銀行及貯蓄銀行との間に連絡を計るの途を講すへし

右建議す

〔小山松壽君登壇〕

〔拍手起る〕

○小山松壽君　本建議案は各派聯合に依つて提出致したものでありまして、同僚の他の諸君から說明を致すべき筈でありましたが、著席がありませぬ爲めに私より說明を致します、地方の金融機關になつて居ります普通銀行の有して居る不動產擔保を、資金化すると云ふことの趣旨に外ならぬものでありまして、御承知の通り四十議會に於きまして滿場一致を以て可決された案であります、殊に現內閣の高橋大藏大臣は、本案の趣旨に於ては平素の御持論もありまして、又農工銀行法の委員會に於きまして、本案に關聯したる所の御意見もありましたやうな次第でありますから、勞々此案は其希望を達することに近くなつたと思ふのであります、何卒諸君の御贊成を得まして、一日も早く、此建議の希望を達するやうに致したいと思ひます。

○岩崎勳君　本案は農工銀行補助法第七條實施に關する建議案外四件の委員に、倂せて付託せられんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がありませぬから岩崎勳君の動議の如く決します――是より日程二十四乃至百二までは請願の特別報告なるを以て、例に依り一括して報告を求めます、委員長佐々木文一君。

第二十四（特別報告第九十三號）明治三十年法律第五十號改正の請願　（委員長報告）

第二十五（特別報告第百九十九號）非常皇居及國務所設置の請願　（委員長報告）

第二十六（特別報告第二百號）國民大禮の公式制定の請願　（委員長報告）

第二十七（特別報告第二百一號）印紙稅法中改正の請願　（委員長報告）

第二十八（特別報告第二百二號）營業稅法中改正の請願　（委員長報告）

第二十九（特別報告第二百三號）大豆關稅撤廢の請願外九件　（委員長報告）

第三十（特別報告第二百五號）食糧自給自足方法施設の請願外三件　（委員長報告）

第三十一（特別報告第二百六號）第三種所得稅に對する課稅法改正の請願　（委員長報告）

第三十二（特別報告第二百七號）內海町に葉煙草收納出張所設置の請願　（委員長報告）

第三十三（特別報告第二百八號）葉煙草耕作組合並葉煙草耕作罹災補給法制定の請願　（委員長報告）

第三十四（特別報告第二百九號）國民思想涵養上神宮神職優待の請願　（委員長報告）

第三十五（特別報告第二百十號）青年會へ戊申詔書及教育勅語下賜の請願　（委員長報告）

第三十六（特別報告第二百十一號）東京市南海面の防備施設の請願　（委員長報告）

第三十七（特別報告第二百十三號）勝本港修築の請願　（委員長報告）

第三十八（特別報告第二百十四號）那賀川改修速成の請願　（委員長報告）

第三十九（特別報告第二百十五號）利根渡良瀨兩川改修後の管理に關する請願　（委員長報告）

第四十（特別報告第二百十七號）內務省令第三十號清涼飲料水營業取締規則中改正の請願　（委員長報告）

第四十一（特別報告第二百十八號）產米俵裝改善調査の請願　（委員長報告）

第四十二（特別報告第二百十九號）重要物產同業組合法中改正の請願　（委員長報告）

第四十三（特別報告第二百二十號）染料工業保護の請願　（委員長報告）

第四十四（特別報告第二百二十一號）株式現物市場設置の請願　（委員長報告）

第四十五（特別報告第二百二十二號）瀨戶港修築の請願　（委員長報告）

第四十六（特別報告第二百二十三號）玉之浦港修築の請願　（委員長報告）

第四十七（特別報告第二百二十四號）國立蠶業試驗場支部設置の請願　（委員長報告）

第四十八（特別報告第二百二十五號）高知

市内陸軍省用地及遞信省用地の變換並建物移轉の請願（委員長報告）

第四十九（特別報告第二百二十六號）陸海軍下士卒優遇の請願（委員長報告）

第五十（特別報告第二百二十七號）平塚村に無集配郵便局新設の請願（委員長報告）

第五十一（特別報告第二百二十八號）瀨戸浦郵便局電話通信事務取扱を電信事務取扱に變更並集配事務開始の請願（委員長報告）

第五十二（特別報告第二百二十九號）野洲郵便局に集配並電信事務取扱開始の請願（委員長報告）

第五十三（特別報告第二百三十號）佐治村大字加瀨木に郵便局新設の請願（委員長報告）

第五十四（特別報告第二百三十一號）下田郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第五十五（特別報告第二百三十二號）本邦歐米間命令航路線を小樽港に延長の請願外一件（委員長報告）

第五十六（特別報告第二百三十四號）福井村に宮崎區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第五十七（特別報告第二百三十八號）陰陽聯絡松江驛、廣島驛間鐵道敷設の請願（委員長報告）

第五十八（特別報告第二百三十九號）陰陽聯絡線木次、庄原間鐵道敷設の請願（委員長報告）

第五十九（特別報告第二百四十號）北見國湧別、石狩國旭川區間鐵道敷設の請願（委員長報告）

第六十（特別報告第二百四十一號）北海道鐵道敷設法律案中改正の請願（委員長報告）

第六十一（特別報告第二百四十二號）天鹽沿岸鐵道敷設の請願（委員長報告）

第六十二（特別報告第二百四十三號）石狩川右岸鐵道敷設の請願（委員長報告）

第六十三（特別報告第二百四十五號）廣江鐵道速成の請願（委員長報告）

第六十四（特別報告第二百四十六號）尻内千曳間鐵道敷設の請願（委員長報告）

第六十五（特別報告第二百四十七號）山形仙臺間鐵道敷設の請願（委員長報告）

第六十六（特別報告第二百四十八號）旭網鐵道敷設の請願（委員長報告）

第六十七（特別報告第二百四十九號）自轉車運賃低減の請願外一件（委員長報告）

第六十八（特別報告第二百五十號）食糧自給自足の請願外百五十七件（委員長報告）

第六十九（特別報告第二百五十一號）明治三十年法律第五十號改正の請願外一件（委員長報告）

第七十（特別報告第二百五十四號）酒造稅法中改正の請願（委員長報告）

第七十一（特別報告第二百五十五號）酒造稅法中改正の請願（委員長報告）

第七十二（特別報告第二百五十六號）醬油釀造用に內地鹽使用の請願（委員長報告）

第七十三（特別報告第二百五十七號）酒造稅納期繰下の請願（委員長報告）

第七十四（特別報告第二百五十八號）砂糖酒稅輕減の請願（委員長報告）

第七十五（特別報告第二百五十九號）賣藥稅法中改正の請願（委員長報告）

第七十六（特別報告第二百六十號）麬輸入稅廢止の請願（委員長報告）

第七十七（特別報告第二百六十一號）田畑地價特別修正の請願（委員長報告）

第七十八（特別報告第二百六十二號）田畑地價特別修正の請願外二件（委員長報告）

第七十九（特別報告第二百六十四號）葉煙草賠償價格引上の請願外一件（委員長報告）

第八十（特別報告第二百六十五號）葉煙草收納所設置の請願（委員長報告）

第八十一（特別報告第二百六十六號）內地鹽買收の請願（委員長報告）

第八十二（特別報告第二百六十七號）縣社八幡神社昇格の請願（委員長報告）

第八十三（特別報告第二百六十八號）白鳥神社昇格の請願（委員長報告）

第八十四（特別報告第二百六十九號）津島神社昇格の請願（委員長報告）

第八十五（特別報告第二百七十號）吉御子神社本殿を特別保護建造物に指定の請願（委員長報告）

第八十六（特別報告第二百七十三號）河岸及海岸に於ける堤防勾配地並堤外草生地利用の請願（委員長報告）

第八十七（特別報告第二百七十五號）巡査看守退隱料及遺族扶助料法改正の請願（委員長報告）

第八十八（特別報告第二百七十六號）根室港修築速成の請願（委員長報告）

第八十九（特別報告第二百七十七號）手取川治水費國庫支辨の請願（委員長報告）

第九十（特別報告第二百七十八號）渡良瀨川支流秋山川改修の請願（委員長報告）

第九十一（特別報告第二百八十號）鹽化加里工業保護の請願（委員長報告）

第九十二（特別報告第二百八十一號）漢方醫藥研究保存の請願（委員長報告）

第九十三（特別報告第二百八十二號）麥飯奬勵の請願（委員長報告）

第九十四（特別報告第二百八十三號）重要物產同業組合法中改正の請願（委員長報告）

第九十五（特別報告第二百八十四號）鑛業法中改正の請願（委員長報告）

第九十六（特別報告第二百八十五號）水產組合法中組合費强制徵收に關する規定追加の請願（委員長報告）

第九十七（特別報告第二百八十七號）國立水產試驗場設置の請願（委員長報告）

第九十八（特別報告第二百八十八號）魚市場法制定の請願（委員長報告）

第九十九（特別報告第二百九十號）養殖事業奬勵法制定の請願（委員長報告）

第百（特別報告第二百九十一號）製乳事業保護法制定の請願（委員長報告）

第百一（特別報告第二百九十二號）畜牛及乳牛輸送法改正の請願（委員長報告）

第百二（特別報告第二百九十三號）畜產組合法中改正の請願（委員長報告）

〔佐々木文一君登壇〕

〔拍手起る〕

○佐々木文一君　請願委員會の結果を御報告申上げ

ます、報告の便宜上日程の二十四より八十一まで五十八件を一括して御報告申上げます、是は何れも委員會に於きましては、院議に付すべきものと認め採擇に決しました、尚ほ例の如き件名請願人の住所氏名及び紹介議員諸君の御氏名は、速記錄に掲載致すことに致します、日程の八十二、八十三、八十四、此の三件は請願委員會に於きまして小委員を選任致しまして、さうして、小委員會に付託致しまして、審査を致しました事項でございますから、是れだけは一つ一つ御報告を申上げます、日程八十二は縣社八幡神社の昇格の請願であります、是れは滋賀縣阪田郡長濱町八幡神社社司笹原泉外十一名の請願であります、紹介議員は福井三郎君外二名であります、此の八幡神社は祭神は神功皇后でありますが、之れに併せて足仲彦尊並譽田別尊と仲哀天皇、應神天皇を配祀して御祭をする神社であります、此神社は現在は縣社でございます、之を官幣社に昇格をせしめたいと云ふ請願の要旨でございます、小委員會に於きましては政府に折衝を致しました所が、政府に於きましては色々他との權衡上直ちに同意は困難と云ふことでございました、委員會に於きましては當時の思想界其他に於きましても、特に敬神愛國の趣意を普及する上に於きましては、是非此社格を昇格せしむるを相當と認めまして、小委員會に於ても其結果を齎らしまして、請願委員會に於ては之を採擇と決しました、次は同一小委員會に付託になりました日程の八十三、白鳥神社昇格の請願であります、是は長崎縣南松浦郡玉之浦村郷社白鳥神社社司宗寛治外一名の請願でありまして紹介議員は牧山耕藏君であります、是は白鳥神社は現在は郷社で日本武尊を祀つてあります、是も同様小委員會に於て政府と折衝の上、委員總會に報告を得まして、前と同様の趣意に於きまして採擇に決しました、次は日程の八十四、津島神社昇格の請願であります、是は愛知縣海東郡津島町横田理平外五百九名の請願であります、紹介議員は三輪市太郎君外一名であります、津島神社は現在は縣社でございまして、素盞鳴尊を奉祀されて居る大社でございます、古來は伊勢若くは熱田神社と同様の社格であつて、高いのでありましたが、現在は縣社の社格であるから、之を官幣社に昇格せられたいと云ふ請願の趣意でございます、是も矢張小委員會に於て同様政府と折衝の結果、請願委員會に於きましては是も同様採擇に決しました、此三件に付きましては、特に請願委員會に於きまして本會に特別の御報告を致すのみならず、政府に於ても全部此昇格に對する希望を容れられたいと云ふことを附して決議を致しました次第でございます、特に是だけは御報告致します、日程の八十五からして百二に至る十八件、是も矢張全部必要と認めまして採擇に決しました、右御報告申します。

特別報告第九十三號

意見書

請願文書表第五〇二號

明治三十年法律第五十號改正の請願　熊本縣球磨郡大村丙千六百八十七番地士族農蓑田才藏外七名呈出（紹介議員原田十衞君）

右請願の要旨は請願人等は熊本縣球磨郡舊人吉藩主相良遠江守譜代の卒族にして明治二年三月藩主版籍奉還後に於ても祖先の功勞に依り三反歩の田を無税にて給與せられ苗字帶刀を許され舊人吉藩に於て三反地拜領郷士と稱し累代襲領したるものなり然るに其の後藩制改革に依り右家祿の給與を廢せられ平民籍に編入せられたるに依り其の處分の不當なる事情を具して屢政府に之か恢復を請求し又は行政訴訟に依り救濟を仰きたる結果平民籍に編入したるは不當なりとして之を士族に編入せられたるも家祿給與の點は更に採用なきは失當に付明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法第一條に明治三年九月十日太政官布告藩制施行以後家祿賞典祿を有するとあるを「明治二年六月二十五日行政官布告藩制施行以後家祿賞典祿ヲ有スルモノ」と改正し請願人等の家祿を復祿せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百九十九號

意見書

請願文書表第六二五號

非常　皇居及國務所設置の請願　長野縣下伊那郡山吹村三百三十五番地平民農林虎三呈出（紹介議員河野巖中君外一名）

右請願の要旨は我か　皇居と中央國務所との安泰を期せむか爲皇居と東京灣との著彈距離を調査し且又内地要害の地に非常　皇居及國務所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百號

意見書

請願文書表第一三六八號

國民大禮の公式制定の請願　廣島縣御調郡三原町甲五百七十五番地の二平民神道教導職池田由己止呈出（紹介議員花井卓藏君外一名）

右請願の要旨は國民思想を統一して社會の秩序を維持する爲　皇室の制度に準據し上下の禮服を改造し以て婚禮喪儀に關する國家的公式を制定し一般國民をして之に遵由せしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百一號

意見書

請願文書表第七一八號

印紙税法中改正の請願　京都府京都市上京區智惠光院笹屋町下る生糸問屋竹上藤次郎呈出（紹介議員小川郷太郎君）

右請願の要旨は税制の整理は緊要事に屬し就中時勢の進歩に適應せす且國家の收入亦比較的少く而も擔税者の最苦痛とする印紙税法の如きは改正の要最急なりとす依て印紙税法第二條中「五圓以上」とあるを「二十圓以上」として課税標準を高め第四條第一項第十八號「賣買仕切書印紙税三錢」及第四條第一項第十九號「一送狀印紙税三錢」を削除し以て苛徴と手數とを省き其の結果第五條第一項第九號を單に「一送狀」とし第十一號を「一賣買仕切書」と改められたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百二號

意見書

請願文書表第七一九號

營業税法中改正の請願　京都府京都市上京區智惠光院笹屋町下る生糸問屋竹上藤次郎呈出（紹介議員小川郷太郎君）

右請願の要旨は現行營業税は惡税にして營業の發達を阻碍すること甚しきを以て該税法に依る缺點たる收税官吏の横暴を制し課税の過重を防ぎ納税を容易ならしむる爲營業税法を改正し第三十三條を「收税官吏ハ課税標準申告者又ハ納税義務者ト認ムルモノニ對シ營業ニ關シ質問スル事ヲ得」とし第十八條第二項中「直接又ハ間接」とあるを單に「直接」とし又徴税期を所得税と同しく四期とせられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百三號

意見書

請願文書表第五二三號

大豆關税撤廢の請願　宮城縣仙臺市大町二十二番地味噌醬油釀造業佐々木重兵衞外三名呈出（紹介議員岩崎總十郎君）

同　第一五一六號

同上　大阪府南河内郡三日市村字小鹽四十三番地平民凍豆腐製造業井谷重衞門外九名呈出（紹介議員前川虎造君）

同　第一五一七號

同上　大阪府大阪市南區元町一丁目七百四十三番地平民凍豆腐製造業戸川清澄呈出（紹介議員前川虎造君）

同　第一五一八號

同上　兵庫縣多賀郡野間谷村大字貴船平民凍豆腐製造業門脇儀三郎外十二名呈出（紹介議員前川虎造君）

同　第一五一九號

同上　廣島縣福山市今町平民廣島縣醬油釀造同業組合長河相三郎呈出（紹介議員前川虎造君）

同　第一五二〇號

同上　新潟縣長岡市宮原町二十五番地平民醬油釀造業池野忠吉外二名呈出（紹介議員前川虎造君）

同　第一五二一號

同上　岡山縣兒島郡鉾立村大字番田千二百四十三番地平民醬油釀造業近藤敬次郎外六名呈出（紹介議員前川虎造君）

同　第一五二二號

同上　和歌山縣伊都郡山田村大字吉原二百八十番地平民凍豆腐製造業多田政十郎外九名呈出　紹介議員前川虎造君）

同　第一五二三號

同上　奈良縣山邊郡針ヶ別所村大字萩平民凍豆腐製造業中辻鶴松外八名呈出（紹介議員前川虎造君）

同　第一五二四號

同上　和歌山縣有田郡廣村大字廣平民醬油釀造業玄後市良兵衛外一名呈出（紹介議員前川虎造君）

右請願の要旨は曩に政府は外米の輸入税を撤廢し米價を低廉ならしめ以て生活費の輕減を計りたるに拘らす等しく日常必須の食料品たる大豆に對しては關稅を撤廢せさるを以て價格は逐年騰貴し米價との均衡を失するのみならす食料品として加工する場合には更に重税を課せられ當業者の苦痛甚しく殊に我か領土朝鮮の大豆に關稅を課するか如きは寛苛輕重其の宜しきを得さるものなるを以て大豆の關稅は之を撤廢せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百五號

意見書

請願文書表第一三六七號

食糧自給自足方法施行の請願　廣島縣御調郡中庄村四丁目三十二番地ノ二平民農廣島縣御調郡中庄村農會長龜山豐樹呈出（紹介議員花井卓藏君外一名）

同　第一四一七號

食糧自給自足の請願　香川縣綾歌郡川西村大字西二千七百九十三番地倉井房義外七名呈出（紹介議員大林森次郎君）

同　第一四九七號

同上　岩手縣紫波郡煙山村大字下矢次二十五番地長沼千代治外七名呈出（紹介議員高橋嘉太郎君外一名）

同　第一五三六號

食糧自給自足の請願　高知縣土佐郡森町椻山百五十八番地平民農川田鎮吉外七名呈出（紹介議員富田幸次郎君）

右請願の要旨は昨夏未曾有の一大米擾亂を惹起するに至りたる原因の主なるものは大正六年度に於ける內地產米の不足に在り而して之か救濟策としては先以て（一）外米關稅の復活すること（二）內地農產物殊に米麥の收穫增加を期すること（三）肥料を國營とすること（四）拓殖地の米作を奬勵せしめ特に朝鮮に於ける肥料に課しつつある百分の五の移入税を廢止し寧之を保護して使用を潤澤ならしむること等の施設を講して食糧自給自足の方法を計られたしと謂ふにあり

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六號

意見書

請願文書表第七六六號

第三種所得税に對する課税法改正の請願　福岡縣八幡市前田五十三號五十四舍平民農中川喜一郎呈出（紹介議員望月小太郎君）

右請願の要旨は日給職工勞働者に對する第三種所得税賦課法は月給職工勞働者と區別せさるは其の當を得さるものと認む尤も數箇月缺勤に在りては其の收入減を來すこと甚しきを以て徵税上申告すへき方法を認められありと雖手續簡便ならさる憾あり依て之を相當減税せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百七號

意見書

請願文書表第一七三八號

內海町に葉煙草收納出張所設置の請願　廣島縣賀茂郡內海町長平山壽平呈出（紹介議員山道襄一君）

右請願の要旨は廣島縣賀茂郡內仁方町外十三箇村と安藝郡下蒲刈島村の葉煙草耕作者は其の葉煙草を廣島專賣支局竹原出張所に納付する規定なるも前記町村との距離遠隔且交通不便にして其の不利名狀すへからさるものあり然るに當局は今回右收納出張所增設の計畫ありと聞く果して然りとせは地形上最便利なる同郡內海町に收納出張所を設置して右多數耕作者の便益を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百八號

意見書

請願文書表第一四四六號

葉煙草耕作組合法並葉煙草耕作罹災補給法制定の請願　鹿兒島縣鹿兒島郡谷山村大字上福元三百七十九番戶農內村直次郎外四百三十九名呈出（紹介議員奧田榮之進君外一名）

右請願の要旨は葉煙草耕作業の改善發達は當業者團體の活動に俟つこと緊切なり然るに現在の組合及其の內容は遺憾の點尠からす殊に鹿兒島縣の煙草作は其の生育期間恰も暴風雨の襲來期に際會し年々其の被害甚しく往々收穫皆無に歸することありて當業者の苦痛尠からす然るに政府は是に對し何等補給法の制定なきを以て常に不安を感すること甚しく爲に斯業者は桑園其の他の耕作に轉して萎靡不振の衰運を示すに至れり依て（一）法人組織の系統的葉煙草耕作組合法を制定し且其の經費を補助すること（二）葉煙草耕作罹災補給法を制定して斯業の改善發達に資せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百九號

意見書

請願文書表第一三七九號

國民思想養成上神官神職優待の請願　東京府東京市深川區深川公園十二號士族岡部長呈出（紹介議員河野廣中君外二名）

右請願の要旨は國家は官吏に對して名譽ある官位を附與して之を優遇するに拘らす尊貴なる神職の待遇を閑却せらるる嫌あるは敬神の本義に反し遺憾からさるものあり依て伊勢大神宮及熱田神宮司を親任官とし同時に官、國幣神社の神職を勅奏任官とし以て神德を顯彰し國民思想養成の實を擧けられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百十號

意見書

請願文書表第七九三號

青年團又は青年會へ戊申詔書及教育勅語下賜の請願　長野縣下伊那郡山吹村二百三十五番地平民農林虎三呈出（紹介議員樋口秀雄君）

右請願の要旨は一國の事青年に俟つこと多し依て其の基礎を固むる爲市町村青年團又は青年會に戊申詔書及教育勅語を下賜せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百十一號

意見書

請願文書表第一五一五號

東京市南海面の防備施設の請願　東京府東京市深川區久永町五番地平民材木商太田信治郎外千百四十九名呈出（紹介議員高木益太郎君外三名）

右請願の要旨は東京市本所、深川二區に隣接せる郡部は其の南方半面海に面し一朝強暴なる南風の襲來と共に怒濤激浪の爲に物資の流失家屋の倒潰人畜の死傷等其の慘害名狀すへからさるものあり即明治十八年より本年に至る二百二十七回の海嘯又二十有三回の水害か商工業上に及ほせる損害に至ては三千五百萬圓の巨額を算す依て中川尻より隅田川尻に至る約五千間高さ十八尺幅上積三間の一大防波堤を築造し以て風水害並海嘯の襲來を防止すへく根本的治水策を樹立し以て南方海面の防備施設を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百十三號

意見書

請願文書表第七五六號

勝本港修築の請願　長崎縣壹岐郡香椎村可須八百二十番戸香椎村會議員原田卯八郎外五十二名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

右請願の要旨は戰後經濟戰後勝の施設としては港灣修築の事其の一なるを信す長崎縣壹岐郡勝本港は筑海上樞要の港たること往昔の歷史及内務省遞信省の施設を見るも明なり之を以て村民に於ても曩に内務省の設計を基礎とし昨大正七年縣費の補助を得て第一防波堤の築造工事に著手せりと雖第二防波堤築造港灣の浚渫に至りては到底村民の實行し能はさる所なり依て曩に内務省に於て調査せられたる設計に基き勝本港灣を修築せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百十四號

意見書

請願文書表第七八八號

那賀川改修速成の請願　徳島縣那賀郡坂野村大字坂野二百五十四番屋敷平民農淺石惡八外五百八十名呈出（紹介議員生田和平君外一名）

右請願の要旨は徳島縣那賀郡を流るる那賀川は全國中大河川の一に屬し流域廣く治水困難にして毎年出水時期に於ける郡民の被害甚大にして悽慘を極む然して現時は縣費を以て治水策を彌縫しつつあるも到底完全を期し難く若此の儘にして看過せむか同郡は近く荒廢に歸せむとす依て第一期工事として國費を以て速に該川改修工事を施行し以て治水策の完成を期せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百十五號

意見書

請願文書表第一三八二號

利根渡良瀨兩川改修後の管理に關する請願

群馬縣邑樂郡館林町大字館林九百六十二番地農熊谷直方外三千三百二十七名呈出（紹介議員武藤金吉君）

右請願の要旨は利根渡良瀨兩川の改修工事は政府の施設に依り將に完了せむとす然れとも完成後に於ける管理方法にして宜しきを得さらむか再ひ荒廢の憂あるを免れす而して政府の之に對する處置を聞くに各其の關係各府縣の管理に委せらるるの議ありと果して然らは如斯施設の效果を奏せさることは既往の事實に徵して明なり依て前記兩川に對する改修後の管理は國家之に當りて統一し且永久治水の根本策を樹てられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百十七號

意見書

請願文書表第七九六號

内務省令第三十號清涼飲料水營業取締規則改正の請願　神奈川縣横濱市蓬萊町四丁目四十八番地平民清涼飲料水製造業西崎謙三外卅三名呈出（紹介議員田邊熊一君外三名）

右請願の要旨は現行内務省令第三十號清涼飲料水營業取締規則は學理上及事業の實情上より考慮するも峻烈過酷にして其の實行不能なることは當業者は勿論該法令制定に參與したる學者も等しく之を是認し其の改正の必要を唱道する所なり依て案を具して該取締規則の改正を請願すと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百十八號

意見書

請願文書表第一三八六號

産米俵裝改善調査の請願　福岡縣京都郡仲津村大字松原二百二十三番地の二平民農縣會議員筒井省吾呈出（紹介議員佐々木正藏君外一名）

右請願の要旨は近年産米檢査の行はるる結果各縣農民は舊來の俵裝を改め各新式に依ると雖其作製方法相同しからす而も不完全にして之か改善の必要あり殊に福岡縣の如きは形式實質共に不良にして製作上並貯藏上手數及損害を多からしむるものあるを以て屢縣當局に訴へて其の改善を要求するも容れられす依て當局大臣に於て技師を派遣し篤農者と協定して以て之か改善を期せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百十九號

意見書

請願文書表第一四六七號

重要物産同業組合法中改正の請願　奈良縣磯城郡三輪町素麵業與山寬平外二十一名呈出（紹介議員八木逸郎君）

右請願の要旨は數年來の宿題たる現今重要物産同業組合法中「第十一條の二同業組合同業組合聯合會の經費は定款の規定に從ひ同業組合に在ては組合員の負擔とし同業組合聯合會に在ては聯合會を組織する組合の負擔とす、同業組合の經費又は過怠金を滯納する者ある場合に於て組長の請求あるときは市町村は市町村稅の例に依り之を處分す、此の場合に於ては同業組合は其の徵收金額の百分の四を其の市町村に交付すへし、前項の徵收金の先取權の順位は市町村水利組合其の他之に準すへきものの徵收金に次くものとす、本條市町村とあるは市制町村制を施行せさる地に在ては之に準すへきものに該當す」と追加し以て重要物産同業組合の發達に資せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百二十號

意見書

請願文書表第七八三號

染業工業保護の請願　廣島縣蘆品郡府中町平民廣島縣染料同業組合副組長市川鶴松外十六名呈出（紹介議員望月圭介君外一名）

右請願の要旨は黑色硫化染料は染料工業中其の製造方法發達し又其の産額巨額にして内地の需用を充し海外に販路を擴張し更に前途多大の需用を要求しつつありて我か國の工業並貿易上重要なる産業なり依て本事業保護策として（一）黑色硫化染料の輸入を禁止すること（二）黑色硫化染料以外の染料の輸入稅率を從價五割に引上ること（三）本事業に對し所得稅及營業稅を免除すること（四）所得稅及戰時利得稅を還附すること（五）本事業の保護法を設くること等の途を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百二十一號

意見書

請願文書表第一五二七號

株式現物市場設置の請願　東京府東京市日本橋區坂本町十五番地平民東京株式現物業組合委員長米山利之助呈出（紹介議員廣瀨鎭之君）

右請願の要旨は今や國富增進に從ひ商事會社の設立夥しく就中株式會社に至ては其の數二萬を超え公稱資本金九十億の巨額に達し其の株主數六百萬人を下らさる盛況なり斯る時代に遭遇して有價證券の現物市場の設立か經濟力の增進を促進し需要供給を調節し取引の圓滑を期するに於て必要且適切なることは米穀公設市場設置に徵するも明瞭なり況や公債、社債、株式等の如き其の價格の高低は會社財産の狀況と共に日に消長あるものにして之か現物市場を有せさるは經濟力の增進上不便不利尠からす依て有價證券の現物市場設置を公許して國富增進と共に一般顧客の便益を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百二十二號

意見書

請願文書表第七七二號

瀨戶港修築の請願　長崎縣壹岐郡箱崎村百十七番戶士族農寺田長四郎外三十二名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

右請願の要旨は壹岐國瀨戶港は我か國有數の漁場にして常に中國、四國、九州等各地方の漁船の根據地にして其の數約六百餘艘に達する盛況に在りて鮮海方面に於ける遠洋漁船の避難港たり然るに港内狹隘にして且土砂埋沒し船舶の出入に不便を極む依て港底を浚渫し且之を擴張せむとするも巨費を要し到底地方民の負擔に堪へさるに依り國費を以て本港を修築し水産業の發展を計られたしと

謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百二十三號

意見書

請願文書表第八〇八號

玉之浦港修築の請願　長崎縣南松浦郡玉之浦村玉之浦郷六百二十九番地平民問屋業中村平兵衛外二十名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

右請願の要旨は長崎縣南松浦郡玉之浦港は五島列島の西南端に位し二十有餘の定置漁業を有する漁業根據地に屬し鯛鰤を初め各種重要なる海産物に富む然るに近來蒸氣又は石油發動機等の裝置を用ふる鰹釣船其の他此の種の漁船頻繁に出入する爲發動機の音響又は炭骸の投棄か原因を爲し常に漁道を攪亂し該漁場は將に廢滅せんとする狀態に在り依て之か救濟策として本港西部に在る瀬口と稱する小水道を開鑿して船舶の出入に供すると同時に前記玉之浦港を修築し漁場として遺憾なき設備を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百二十四號

意見書

請願文書表第七七七號

國立蠶業試驗場支部設置の請願　廣島縣蠶種同業組合代表者組長廣瀨定太郎外一名呈出（紹介議員早速整爾君）

右請願の要旨は政府の施設に係る國立産業試驗場支所の配置は適當ならす就中中國及四國地方は其の所轄たる京都府又は熊本縣地方と氣候風土を異にし從て同所より配付せらるる原蠶種は不適當なるのみならす數量少くして蠶業の發展上遺憾尠からす依て中國適當の地に該試驗場支所を設置して斯業の改良發展に資せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百二十五號

意見書

請願文書表第一五〇九號

高知市內陸軍省用地及遞信省用地の變換並建物移轉の請願　高知縣高知市長中島和三呈出（紹介議員中野寅次郎君）

右請願の要旨は（一）陸軍省用地たる高知憲兵分隊廳舍敷地高知市本町三百七十七番宅地百二十六坪九合四勺、同帶屋町四百三十四番宅地十五坪五合と（二）遞信省用地高知郵便局長官舍敷地高知市本町三百七十六番下宅地九十一坪の地籍は同市本町と帶屋町とを聯絡せる縣道の敷地に充用あり該縣道は市內最殷盛にして且交通頻繁なる樞要の道路なり從て交通を阻礙し街路の體裁を損すること尠なからす殊に同縣に於て今回縣道の擴張と共に交通を便ならしむる必要上陸軍省及遞信省用地を原狀に復し建物を移轉せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百二十六號

意見書

請願文書表第一五三七號

陸海軍下士卒優遇の請願　兵庫縣揖保郡龍野町龍野七百八十三番屋敷平民無職三木源左衛門呈出（紹介議員土井權大君）

右請願の要旨は帝國陸海軍人服役中の給料及俸給額は僅少なるか爲在鄕の父兄は常に之か補給を爲しつつあり斯如は兵役服務者に更に兵役稅を課するの觀ありて中産以下の者は其の負擔に苦み慘狀を看るに忍ひさるものあり之か救濟方法として兵役稅の設定篤志家若は免役者の父兄より寄附金を徵し之を以て財源に充當し前記陸海軍下士卒の給料及俸給を增額するか又は手當金を給與し以て其の優遇の途を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百二十七號

意見書

請願文書表第六九二號

平塚村に無集配郵便局新設の請願　東京府荏原郡平塚村大字下蛇窪四百二十三番地平民農伊藤四郎外六名呈出（紹介議員高木正年君）

右請願の要旨は東京府荏原郡平塚村は其の周圍に於ける品川、大井、大崎町等の商工業の發展に伴ひ就中平塚村大字下蛇窪は東京市內電話架設區域に屬し古河、三菱工業研究所及中村醫藥研究所等の設置ありて其の繁榮却て大井、大崎兩町を凌くものあり且住民の數亦日に增加す然るに所轄品川局に至るには上蛇窪其の他二三の部落民は遠く南大井停車場及北大崎町を迂回する爲不便尠からす依て前記平塚村に無集配郵便局を設置して住民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百二十八號

意見書

請願文書表第七七三號

瀬戸浦郵便局電話通信事務取扱を電信事務取扱に變更並集配事務開始の請願　長崎縣壹岐郡箱崎村百十七番戸士族農寺田長四郎外三十二名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

右請願の要旨は壹岐國瀬戸浦地方民は漁業を主とし其の取引盛なると共に通信事務の敏活を要するを以て明治四十年中當局の內示に依り架設費を寄附して電信事務開始の申請を爲したるに當局は之を變更して芦邊局中繼の下に電話機を設置せられ爲に誤信遲著を來すのみならす往々通信漏洩して地方漁民は商機を失し損失を蒙ること尠からす又集配事務は對岸芦邊局か郵便船を以て航送する爲海難に際しては陸路二里餘を迂回して瀬戸浦の集配を行ふ有樣なれは其の不便忍ひ得さるものあり依て前記瀬戸浦局を集配局と爲し同時に電信事務取扱を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百二十九號

意見書

請願文書表第七七四號

野洲郵便局に集配並電信事務取扱開始の請願　滋賀縣野洲郡野洲町長鷲田平吉外四十名呈出（紹介議員井上敬之助君）

右請願の要旨は滋賀郡野洲郡は面積六里四方戸數七千七百人口四萬四千に達し農商工業の發達と共に之か取引は各地方に伸張する有樣なり然して郡內には守山江頭の二局あるも一は郡の西南に一は東隅に偏在して郵便物の集配には場所に依り三日間を費すことあり然るに野洲町は郡の中央に位し交通及取引上重要の地位を占め且物資の集散地たり殊に養蠶時期に於ける取引は殆と全國各地に亘る有樣なれは常に通信澁滯して町民の不便尠からさるに依り前記野洲郵便局に集配事務取扱を開始して之か利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百三十號

意見書

請願文書表第七八二號

佐治村大字加瀨木に郵便局新設の請願　鳥取縣八頭郡佐治村大字古市百七十二番地平民農下限甚哲外十五名呈出（紹介議員奧田柳藏君外一名）

右請願の要旨は鳥取縣八頭郡佐治村は廣袤東西四里南北一里餘面積五方里に達し其の戶數八百餘人口四千八百四十餘を有する大村にして紙、繭、生絲其の他諸種の物産に富み就中和紙の年産額五十五萬圓に達し猶將來益發展の望あり其の他新に通信事務を增加せしむへき事業計畫せられつつあるに拘らす所轄用瀨郵便局に到るには二里乃至六里餘ありて不便尠からす依て前記佐治村大字加瀨木に三等郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百三十一號

意見書

請願文書表第一四〇二號

下田郵便局に集配事務開始の請願　滋賀縣甲賀郡下田村長谷藤右衛門呈出（紹介議員井上敬之助君）

右請願の要旨は滋賀縣甲賀郡下田村は戶數五百人口二千有餘に達し村民は主として商工業を營む殊に同村は蒲生郡より關西支線三雲驛に通する要路

に屬するを以て取引盛なり加之每年人口の增殖に伴ひ北海道及滿鮮地方に移住する者並事業を擴張する者多く郵便事務激增したるに拘らす集配事務は交通不便なる三雲局の集配區域に屬し其の發著共に多くの日時を要す下田局には既に村民の寄附を以て電信並電話を架設したるに拘らす獨集配事務取扱なく不便尠からす依て同局に集配事務取扱を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百三十三號

意見書

請願文書表第一四九二號

本邦歐米間命令航路線を小樽港に延長の請願

北海道小樽區色內町七丁目二十二番地小樽雜穀商同業組合長弓削萬治郎呈出（紹介議員寺田省歸君外二名）

同　第一四九三號

同上　北海道小樽商業會議所會頭山本厚三呈出（紹介議員寺田省歸君外二名）

右請願の要旨は我か國の農產物中荣豆、豌豆及澱粉は既往五箇年間に於て海外に輸出せられたる數量價格中北海道の生產高は約百分の八十乃至九十を占むる盛況なり然るに該輸出品たるや同道小樽に於て集散するものなるに現在歐米線路の命令航路線は横濱若は神戶を起點とするを以て小樽より直接海外に輸出するものは日本郵船株式會社の通し荷物としては內國航路に依りて一旦横濱又は神戶に運送陸揚し更に外國航路に積替せらるるか爲其の運賃積替費其の他多大の損失を蒙りつつあり是れ獨り產出地方の損失のみならす又國家の損失なりとす依て國家經濟上並北海道拓殖開發上の便益を計らるるやう輸出調書を添へて請願すと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百三十四號

意見書

請願文書表第一三七四號

福井村に富岡區裁判所出張所設置の請願　德島縣那賀郡福井村長森勇呈出（紹介議員原田佐之治君）

右請願の要旨は德島縣那賀郡福井村は郡の南端に位し東西三里南北一里に亙むとし面積二方里餘戶數六百人口三千六百餘を有し其の他產業交通並物資の關係等より觀察するに年々登記件數激增して隣接町村に比較するときは其の第一位に在り然るに所轄富岡區裁判所は一里乃至四里を隔つる極めて不利の地に偏在し不便尠からす依て前記福井村に富岡區裁判所出張所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百三十八號

意見書

請願文書表第一四一三號

陰陽聯絡松江驛廣島驛間鐵道敷設の請願　島根縣松江市白潟魚町五十三番地松江市會議長三島佐次右衞門外三十五名呈出（紹介議員小川藏次郎君外三名）

右請願の要旨は山陰山陽兩道を連絡すへき鐵道は現在唯一の播但線あるのみ然るに其の間に於ける交通並產業上の狀況より觀察すれは第五師團の設置吳鎭守府の開設及廣島控訴院、稅務監督局等其の所轄區域を同ふするのみならす該地方は境、宇治の兩港を控へ殊に島根縣八束郡及廣島縣雙三、比婆郡等の地方に諸種の農、林、鑛產物に富み且產業盛なり加之鳥取縣日野郡內に於ける石炭及鐵鑛等海陸產の富源地を包擁す此等天與の寶庫を開拓し充分其の生產を促進するには交通機關の完全に俟つ所大なり然るに播但線に遠隔せる松江市及廣島市は其の往復に十八時間を要し不便尠からす依て山陰鐵道幹線松江驛と、山陽鐵道幹線廣島驛と直通すへき陰陽聯絡鐵道を敷設して該地方の便益を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百三十九號

意見書

請願文書表第一四一四號

陰陽聯絡線木次庄原間鐵道敷設の請願　島根縣仁多郡八川村大字大谷八百五十六番地平民農糸原武太郎外二十三名呈出（紹介議員小川藏次郎君外三名）

右請願の要旨は山陰鐵道幹線宍戶驛より分岐したる簸上鐵道線の終點木次驛と山陽鐵道幹線廣島驛より分岐したる藝備鐵道線の終點地たる廣島縣庄原町に到る沿道地方は各種の物資に富み旅客の交通頻繁なるのみならす軍事上重要なるに拘らす未た鐵道の敷設なきは地方產業並人文の發達上遺憾なり殊に該工事の延長は僅々四十哩の短距離なるのみならす該鐵道完成の曉には藝簸線鐵道經營を鞏固ならしめ陰陽兩官線培養線に屬する點に於ては其の便益多大なりとす依て速に前記木次驛と庄原町との間に鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百四十號

意見書

請願文書表第一四一六號

北見國遠輕石狩國旭川區間鐵道敷設の請願　北海道紋別郡上湧別村大字遠輕市街公園通番外地平民農三澤恆助外百六十名呈出（紹介議員小池仁郎君）

右請願の要旨は北見國遠輕より石狩國旭川區に到る地方は北見國湧別川の一大流域に沿ひ面積九十六方里の廣漠たる沃野にして戶數三千有餘に達し殊に森林及鑛山は無限の富力を藏し移民の來往頗る多きに拘らす未た鐵道の敷設なき爲地方產業上遺憾なり加之本線の敷設は鐵道營業上有利なるのみならす近時提唱せらるる網走、旭川間の分岐線に比較するときは工事の容易にして而も交通上便利なること遙に其の上位にあり依て速に前記遠輕より旭川區間に鐵道を敷設して地方の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百四十一號

意見書

請願文書表第一四一八號

北海道鐵道敷設法律案中改正の請願　北海道厚岸郡厚岸町大字眞榮町十七番地平民農商上田利兵衞外七十五名呈出（紹介議員東武君外二名）

右請願の要旨は第四十一回帝國議會に於ける政府提出の北海道鐵道敷設法案に依れは釧路國厚岸地方の者は其の恩澤に浴すること能はす依て該法第二條第一號中「石狩國旭川ヨリ十勝國十勝太及釧路國厚岸ヲ經テ北見國網走ニ至ル鐵道」とあるを「石狩國旭川ヨリ十勝國十勝太及釧路及北見國沙里ヲ經テ同國網走ニ至ル鐵道」と改正する事更に同法中に「釧路國標茶ヨリ同國太田村ヲ經テ厚岸ニ至ル鐵道」の分岐線敷設の件を加へ以て同道鐵道の擴張と拓殖の發展を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百四十二號

意見書

請願文書表第一四二〇號

天鹽沿岸鐵道敷設の請願　北海道留萠郡留萠町大字留萠村南大通九十一番地士族印刷業出田平馬外五十四名呈出（紹介議員東武君外二名）

右請願の要旨は北海道天鹽國沿海五十里に亘るの地方は人口十萬餘膏腴豐沃にして拓殖に適するは勿論林、鑛產の豐富なる本道中他に比類なく漁利亦本道に冠たり然るに留萠港以北四十里の沿岸一帶は港灣なく且舟航の便極めて困難にして冬季四五箇月間は往々風浪に妨けられて寄航する能はす爲に米鹽に缺乏を來すの悲境に陷ること屢にして同地方人民の不便不利甚し依て留萠港より留萠、苫前、天鹽の三郡を經て北見國稚內港に至る天鹽沿岸線を速に敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百四十三號

意見書

請願文書表第一四二一號

石狩川右岸鐵道敷設の請願　北海道樺戶郡浦臼村華族農業會長岩村八作外十名呈出（紹

介議員東武君外二名）

右請願の要旨は北海道雨龍郡上北龍村沼田驛より既成線たる留萠線と分岐し同郡北龍、雨龍の兩村及樺戸郡新十津川、浦臼、月形の三村並石狩郡當別村を經更に札幌郡札幌村を過き札幌驛に於て既成線たる函館線に聯絡する延長約六十七哩に亘る石狩川右岸鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第二百四十五號

意見書

請願文書表第一四七二號

廣江鐵道速成の請願　島根縣那賀郡濱田町長野島忠孝外一名呈出（紹介議員島田俊雄君）

右請願の要旨は陰陽連絡の豫定線たる廣江線は陰陽兩道を貫通する江川の河谷に沿ひ其の沿道地方の產業交通上の關係より觀察するに（一）同地方に於ける農、林、鑛產の開發上（二）江川河口の江津町及濱田町は水產物の中心として廣島市並東朝鮮に對する貿易港たること（三）山陰線は同地方の降雪多く且夏秋水害の爲交通を遮斷し海陸の便を缺くこと屢なれは之が補充線たること等の點に鑑みることは之等交通產業並人文の發展上極めて重要なるのみならす其の敷設工事の容易なることと並陰陽兩幹線の培養線として多大の便益を有す依て速に前記廣江線鐵道を敷設して地方の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第二百四十六號

意見書

請願文書表第一四九九號

尻內千曳間鐵道敷設の請願　青森縣上北郡七戸町百六十二番地士族農工藤轍郎外一名呈出（紹介議員阿部武智雄君外四名）

右請願の要旨は青森縣上北郡七戸町地方は其の地勢上尻內驛より五戸、三本木、七戸の三箇町を經て千曳驛に達する道路は古來よりの國道に屬し沿道人家多く物資又豐富なり然るに現在の鐵道線路は三戸より八戸方面に據り海岸に沿ふて千曳に出つるを以て其の迂廻甚しく且沿道は蕭條たる原野なるを以て運輸交通上其の敷設計畫の失當なりしこと明かなり而して前記尻內より國道に沿ひ千曳に至る地方は人文產業の發展に伴ひ政府事業には軍馬補充部及奧羽牧場の如き民業には十和田湖の水力利用に依る電氣事業及鑛山業の如き農工業の勃興に伴ひ交通機關の完成を要すること切なり依て前記尻內より國道に沿ひ千曳に至る鐵道を敷設して地方富源開發の策に供せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第二百四十七號

意見書

請願文書表第一五〇三號

山形仙臺間鐵道敷設の請願　山形縣山形市蠅町百三十二番地平民商叶內長兵衛外二十九名呈出（紹介議員戸狩權之助君外一名）

右請願の要旨は仙臺市及山形市は共に東北地方に於ける主要の都市たり而して兩市間に直通鐵道を敷設せむか其の工程僅かに四十哩內外に過きすして軍事上人文發達上及交通產業の發展上洵に緊要の線路たり然るに現在の奧羽線板谷線を經由するときは百哩乃至百四十哩餘にして其の不便尠からす依て前記山形市を起點とし仙臺市に直通する鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第二百四十八號

意見書

請願文書表第一五〇四號

旭網鐵道敷設の請願　北海道網走郡網走町大字北見町南通裏一丁目五番地平民金錢貸付業高田源藏外七百六名呈出（紹介議員東武君外二名）

右請願の要旨は石狩國旭川區より北見國網走町に至る北見幹線は其の延長僅に八十七哩に過きさるも北海道中部を縱貫する幹線にして實に本道交通機關の大動脈に當り拓殖の促進產業の振興を期する上に於て最重要なる線路に屬す又鐵道政策上より觀るも其の利益多大なるものあり依て前記北見幹線鐵道を急速に敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第二百四十九號

意見書

請願文書表第一五三〇號

自轉車運賃低減の請願　滋賀縣阪田郡長濱町大字船山五十五番地平民商木田磯右衞門外十二名呈出（紹介議員中村喜平君）

同　第一五三一號

同上　滋賀縣東淺井郡竹生村弓削五十三番屋敷平民賣藥商藤澤萬九郎外二十三名呈出（紹介議員中村喜平君）

右請願の要旨は近時自轉車の用途普く其の便益多大なるものあり就中商工業者間に於ては又一層便利の具たり然るに現行運輸規定に依る自轉車運賃率は比較的高く之を一般の運賃率に比較するに其の距離の遠隔に從ひ遞減せらるるを原則とするに反し自轉車運賃に限り却て遞增せらるるは彼此權衡を失す依て自轉車使用者の保護奬勵上右運輸規定を改正して自轉車運賃を低廉ならしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別册及御送付候也

特別報告第二百五十號

意見書

請願文書表第一五六〇號

食糧自給自足の請願　兵庫縣武庫郡瓦木村高木字上河原二百六十三番地平民農津高力藏外七名呈出（紹介議員松本誠之君）

同　第一五六一號

同上　兵庫縣武庫郡大庄村道意四十番屋敷平民農矢野武一外七名呈出（紹介議員松本誠之君）

同　第一五六二號

同上　兵庫縣川邊郡稻野村池尻三十一番屋敷平民農瀧內龍一外五名呈出（紹介議員松本誠之君）

同　第一五六三號

同上　兵庫縣加古郡神野村西條四十六番屋敷平民農大西玉之輔外七名呈出（紹介議員松本誠之君）

同　第一五六四號

同上　兵庫縣加古郡別府村西脇百三十六番地の二平民農好崎安秀外七名呈出（紹介議員松本誠之君）

同　第一五六五號

同上　兵庫縣加古郡別府村西脇二百五十三番地平民農稻田吉次郎外七名呈出（紹介議員松本誠之君）

同　第一五六六號

同上　鳥取縣西伯郡所子村大字所子三十三番屋敷門脇元右衞門外四名呈出（紹介議員松本誠之君）

同　第一五六七號

同上　岡山縣眞庭郡八束村大字下福田百六十番地二若太郎外七名呈出（紹介議員松本誠之君）

同　第一五六八號

同上　兵庫縣揖保郡新宮村下野七十七番屋敷平民農堀勇太郎外七名呈出（紹介議員松本誠之君）

同　第一五六九號

同上　兵庫縣加古郡二見村東二見千九百二十九番地平民農辻村寛堯外七名呈出（紹介議員松本誠之君）

同　第一五七〇號

同上　兵庫縣加古郡鳩里村備後二百三十番地平民農菅野貞二外九名呈出（紹介議員松本誠之君）

同　第一五七一號

同上　兵庫縣美方郡溫泉村湯九十四番地平民農森田庫治外十二名呈出（紹介議員松本誠之君）

同　第一五七二號

同上　兵庫縣揖保郡新宮村新宮七十六番屋敷平民農藤井重太郎外七名呈出（紹介議員松本誠之君）

同　第一五七三號

同上　兵庫縣神崎郡船津村三百二十六番屋敷井上儀藏外七名呈出（紹介議員松本誠之君）

同　第一五七四號
同上　兵庫縣美方郡熊次村葛畑千三百六十二番地平民農西谷稚外十二名呈出（紹介議員川口木七郎君外三名）

同　第一五七五號
同上　兵庫縣美方郡小代村水間百二十七番地平民農薩摩澤倍太郎外七名呈出（紹介議員川口木七郎君外三名）

同　第一五七六號
同上　兵庫縣氷上郡春日部村千五百七十四番地平民農畑七右衞門外六名呈出（紹介議員川口木七郎君外三名）

同　第一五七七號
同上　兵庫縣氷上郡生鄕村平民農岡林久右衞門外五名呈出（紹介議員川口木七郎君外三名）

同　第一五七八號
同上　兵庫縣飾磨郡城北村平野五百四十三番地平民農小松原軍三郎外七名呈出（紹介議員川口木七郎君外三名）

同　第一五七九號
同上　兵庫縣明石郡擬太村菅野二百七十二番地平民農豊田桂太郎外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君外三名）

同　第一五八〇號
同上　兵庫縣飾磨郡白濱村甲四百七十一番地平民農濱口與三松外七名呈出（紹介議員土井權大君外三名）

同　第一五八一號
同上　兵庫縣飾磨郡廣村農會長瀨尾鐵治外二名呈出（紹介議員野添宗三君外三名）

同　第一五八二號
同上　兵庫縣宍粟郡下三方村福知百七十四番地平民農橋本傳行外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君外三名）

同　第一五八三號
同上　兵庫縣宍粟郡千種村黑土二十四番屋敷平民農尾崎貞太郎外七名呈出（紹介議員土井權大君外三名）

同　第一五八四號
同上　兵庫縣揖保郡栗栖村下筋原三十八番屋敷平民農小谷佳治外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君外三名）

同　第一五八五號
同上　兵庫縣宍粟郡富栖村末實五十二番屋敷平民農小林善太郎外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君外三名）

同　第一五八六號
同上　兵庫縣飾磨郡荒川村井の口百七十五番地平民農高見林藏外七名呈出（紹介議員野添宗三君外三名）

同　第一五八七號
同上　兵庫縣宍粟郡西谷村日見谷七十四番地平民農岸根源七郎外七名呈出（紹介議員野添宗三君外三名）

同　第一六五一號
同上　石川縣石川郡出城村農會長米永茂三郎外七名呈出（紹介議員西村正則君）

同　第一六五二號
同上　廣島縣雙三郡板木村大字上板木平民農片岡長太郎外十二名呈出（紹介議員橫山金太郎君）

同　第一七二七號
同上　兵庫縣三原郡伊加利村農會長與野勝次郎外六名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七二八號
同上　兵庫縣明石郡押部谷村木見十一番屋敷平民農中垣芳太郎外十二名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七二九號
同上　兵庫縣明石郡魚住村西岡二十三番地平民農田口英三外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七三〇號
同上　兵庫縣津名郡廣石村二百五十三番地平民農坂東常吉外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七三一號
同上　兵庫縣三原郡市村八十六番地平民農河瀨敬一外二名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七三二號
同上　兵庫縣津名郡山田村の內山田村二百八十一番屋敷平民農芦原要次郎外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七三三號
同上　兵庫縣津名郡都志村の內都志村平民農宮野喜市外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七三四號
同上　兵庫縣津名郡鳥飼村平民農山本願吾外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七三五號
同上　兵庫縣津名郡鹽田村百十一番屋敷平民農會輪行次郎外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七三六號
同上　兵庫縣三原郡大野村大野大野組八百五十二番地平民農酒井保明外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七三七號
同上　兵庫縣明石郡岩岡村十八番屋敷平民農吉岡梅太郎外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七三八號
同上　兵庫縣明石郡伊川谷村前開六十二番屋敷平民農中尾兵太郎外五名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七三九號
同上　兵庫縣明石郡平野村印路二百二番地平民農有馬彌太郎外九名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七四〇號
同上　兵庫縣明石郡神出村東二十二番屋敷平民農藤本馨外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七四一號
同上　兵庫縣加古郡氷丘村中津五十八番地平民農吉田喜代松外六名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七四二號
同上　兵庫縣加古郡鳩里村備後三十二番屋敷平民農藤田太郎治外九名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七四三號
同上　兵庫縣加古郡野口村長小山十郎外九名提出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七四四號
同上　兵庫縣加古郡[illegible]村[illegible]百六十[illegible]番屋敷平民農井澤[illegible]太郎外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七四五號
同上　兵庫縣加古郡阿閇村下民農[illegible]石座一郎外十二名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七四六號
同上　兵庫縣津名郡郡家村百九十三番屋敷平民農石上言三外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七四七號
同上　兵庫縣三原郡松帆村二百五十六番地平民農飯田儀太郎外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七四八號
同上　兵庫縣津名郡淺野村の內淺野村九十八番屋敷平民農上田多吾外五名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七四九號
同上　兵庫縣三原郡志知村高島二十四番屋敷平民農村上正一外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七五〇號
同上　兵庫縣三原郡北阿萬村稻田二十番屋敷平民農開久吉外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七五一號
同上　兵庫縣三原郡湊村湊組四百六十九番地平民農西尾力松外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七五二號
同上　兵庫縣津名郡釜口村二千七十七番地平民農山本岩藏外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七五三號
同上　兵庫縣三原郡加茂村加茂桑間組二百九十四番地平民農澤田小一郎外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七五四號
同上　兵庫縣三原郡堺村上組百二十一番地平民農岸人眞吾外七名呈出（紹介議員廣岡宇

一郎君）

同　第一七五五號
同上　兵庫縣三原郡廣田村三百三十一番地平民農川道繁松外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七五六號
同上　兵庫縣津名郡安乎村の內豐秋村二十七番地平民農島田喜佐吉外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七五七號
同上　兵庫縣三原郡津井村二百十番屋敷平民農興津吉太郎外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七五八號
同上　兵庫縣三原郡阿萬村長鄉保助外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七五九號
同上　兵庫縣三原郡八木村四十九番屋敷平民農舛田辨治外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七六〇號
同上　兵庫縣三原郡神代村國衙七百五番地平民農原口武一郎外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七六一號
同上　兵庫縣明石郡大久保村森田十九番屋敷平民農橋本與次郎外十一名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七六二號
同上　兵庫縣明石郡垂水村名谷三千六百四番地平民農森田總助外九名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七六三號
同上　兵庫縣明石郡林崎村林平民農藤尾才次郎外九名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七六四號
同上　兵庫縣加古郡平岡村新在家三百三十三番地平民農穴田寅三郎外九名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七六五號
同上　兵庫縣加古郡八幡村上西條六番屋敷平民農末澤喜太郎外七名呈出（紹介議員廣岡宇一郎君）

同　第一七六六號
同上　兵庫縣多紀郡岡野村西濱谷二十番屋敷平民農藤井繁太郎外一名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七六七號
同上　兵庫縣養父郡糸井村市場三十三番屋敷次一番平民農佐藤繁外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七六八號
同上　兵庫縣養父郡建屋村長野四番地平民農西垣友二外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七六九號
同上　兵庫縣美方郡兎塚村大野六百七十一番地平民農大林修外八名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七七〇號
同上　兵庫縣美方郡西濱村諸寄千三百七十九番地平民農田中政一郎外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七七一號
同上　兵庫縣養父郡宿南村宿南二百五十五番地平民農池口政太郎外三名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七七二號
同上　兵庫縣氷上郡美和村平民農美和信用購買組合長永井騰外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七七三號
同上　兵庫縣氷上郡船城村朝日六十一番地平民農長澤次吉郎外六名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七七四號
同上　兵庫縣氷上郡芦田村東芦田六十五番屋敷平民農芦田桂治郎外三名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七七五號
同上　兵庫縣氷上郡大路村農會長廣瀨鶴吉外八名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七七六號
同上　兵庫縣氷上郡上久下村阿草七百六十三番地平民農平藤德藏外六名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七七七號
同上　兵庫縣氷上郡沼貫村稻畑百六番屋敷平民農谷垣芳太郎外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七七八號
同上　兵庫縣氷見郡遠阪村百三十七番屋敷平民農平岩一外九名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七七九號
同上　兵庫縣氷上郡幸世村農會長安田周太郎外三名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七八〇號
同上　兵庫縣氷見郡成松町四百三十八番地平民農萩野善五郎外十三名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七八一號
同上　兵庫縣氷見郡竹田村下竹田百一番屋敷平民農依田八郎右衞門外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七八二號
同上　兵庫縣氷見郡小川村奧七番屋敷平民農足立辨藏外六名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七八三號
同上　兵庫縣多紀郡雲部村倉谷三百五十二番地平民農安井喜次郎外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七八四號
食糧自給自足の請願　兵庫縣多紀郡畑村畑百八十四番地平民農西田儀之助外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七八五號
同上　兵庫縣多紀郡城南村栗栖野七百四十九番地士族農酒井坦三郎外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七八六號
同上　兵庫縣多紀郡城北村野間十九番屋敷平民農井元鶴之助外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七八七號
同上　兵庫縣多紀郡味間村二百四十五番地農會長波多野榮五郎外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七八八號
同上　兵庫縣多紀郡大芋村小原三番屋敷平民農井口清藏外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七八九號
同上　兵庫縣多紀郡今田村黑石三十番地平民農大前藤三郎外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七九〇號
同上　兵庫縣多紀郡南河內村川北四十五番屋敷平民農山本誠外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七九一號
同上　兵庫縣多紀郡大山村農會長西垣吉藏呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七九二號
同上　兵庫縣多紀郡草山村本鄉三十番屋敷平民農森口喜壽郎外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七九三號
同上　兵庫縣多紀郡古市村農會長酒井寬三郎外七名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七九四號
同上　兵庫縣多紀郡北河內村宮田百十九番地井階三作外六名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七九五號
同上　兵庫縣美方郡濱坂町濱坂二百二十六番屋敷平民農森誠外十一名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七九六號
同上　兵庫縣美方郡濱坂町四百六十四番屋敷平民農井上謙造外九名呈出（紹介議員中川幸太郎君）

同　第一七九七號
同上　兵庫縣揖保郡御津村三十一番地平民農堀正一外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一七九八號
同上　兵庫縣揖保郡太市村太市中七十九番屋

敷平民農森本吉十郎外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一七九九號
同上　兵庫縣揖保郡新宮村下野七十七番屋敷平民農堀五六外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八〇〇號
同上　兵庫縣揖保郡神岡村澤田七百三十八番地平民農井原織治外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八〇一號
同上　兵庫縣揖保郡中臣九百十三番地平民農横田敬造外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八〇二號
同上　兵庫縣赤穗郡若狹村福井四十番屋敷平民農米澤安之助外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八〇三號
同上　兵庫縣赤穗郡有年村楢原三十五番屋敷平民農小河治郎吉外九名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八〇四號
同上　兵庫縣赤穗郡船坂村下百十五番地平民農瀧谷太郎兵衞外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八〇五號
同上　兵庫縣赤穗郡尾崎村八百二十九番地平民農小川俊一郎外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八〇六號
同上　兵庫縣赤穗郡新濱村一番屋敷平民農木村啓太郎外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八〇七號
食糧自給自足の請願　兵庫縣揖保郡太田村平民農八幡新藏外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八〇八號
同上　兵庫縣赤穗郡那波村陸四十六番屋敷平民農矢野幸信外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八〇九號
同上　兵庫縣揖保郡林田村上構十二番屋敷平民農矢羽野進外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八一〇號
同上　兵庫縣赤穗郡矢野村上二百六十四番地平民農藤田達志外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八一一號
同上　兵庫縣宍粟郡戸原村字原九十番屋敷平民農宮本仙吉外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八一二號
同上　兵庫縣宍粟郡繁盛村平民農小倉丑之助外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八一三號
同上　兵庫縣揖保郡香島村下笹四十五番屋敷平民農森本健治外五名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八一四號
同上　兵庫縣揖保郡石海村福地平民農尾野喜太郎外十三名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八一五號
同上　兵庫縣赤穗郡高雄村木津六十六番屋敷平民農米口力藏外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八一六號
同上　兵庫縣揖保郡小宅村五番地平民農山南賢路外七名呈出（紹介議員唐端淸太郎君）

同　第一八一七號
同上　兵庫縣宍粟郡土萬村鹽山四十番屋敷平民農西島文太郎外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八一八號
同上　兵庫縣宍粟郡安師村長原田耕造外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八一九號
同上　兵庫縣宍粟郡三方村三十三番地の一平民農栃尾應外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八二〇號
同上　兵庫縣揖保郡東栗栖村平野四百五十九番地平民農永井德太郎外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八二一號
同上　兵庫縣宍粟郡染河内村上野田八番屋敷平民農田中治三郎外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八二二號
同上　兵庫縣宍粟郡三河村西下野十二番屋敷平民農阿部元生外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八二三號
同上　兵庫縣飾磨郡水上村白國七百四十五番地平民農白井新太郎外七名呈出（紹介議員川口木七郎君）

同　第一八二四號
同上　兵庫縣揖保郡越部村市野保二十六番屋敷平民農富田勘治外六名呈出（紹介議員野添宗三君）

同　第一八二五號
同上　兵庫縣宍粟郡奥谷村飯見四百三十番地平民農一野嘉藏外七名呈出（紹介議員野添宗三君）

同　第一八二六號
同上　兵庫縣多可郡松井庄村の内熊野部村四百二十三番地平民農細田昌二外十一名呈出（紹介議員野添宗三君）

同　第一八二七號
同上　兵庫縣宍粟郡西谷村日見谷七十四番地平民農岸根源七外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八二八號
同上　兵庫縣揖保郡太田村百十三番屋敷平民農太田治吉外七呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八二九號
同上　兵庫縣宍粟郡神戸村杉田三十八番屋敷平民農大前貢外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八三〇號
同上　兵庫縣揖保郡網干町新在家三百十五番屋敷平民農奧本傳吉外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八三一號
同上　兵庫縣揖保郡河內村馬場八十三番屋敷平民農芦谷太作外七名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一八三二號
同上　兵庫縣飾磨郡城南村東郷百五十六番屋敷平民農阿部十藏外六名呈出（紹介議員川口木七郎君）

同　第一八三三號
同上　兵庫縣神崎郡大山村平民農中川林藏外七名呈出（紹介議員川口木七郎君）

同　第一八三四號
同上　兵庫縣飾磨郡谷內村小原新九番屋敷平民農福永九郎平外七名呈出（紹介議員川口木七郎君）

同　第一八三五號
同上　滋賀縣栗太郡上田上村大字堂第七番屋敷北川豐市外百四十六名呈出（紹介議員西川太治郎君外四名）

同　第一八三六號
同上　滋賀縣愛知郡八木莊村大字元場平民農吉岡五平外百五十二名呈出（紹介議員西川太治郎君外四名）

同　第一八三七號
同上　滋賀縣東淺井郡七尾村相撲庭九十三番屋敷平民農山田博土外百七十名呈出（紹介議員西川太治郎君外四名）

同　第一八三八號
同上　滋賀縣甲賀郡寺庄村大字深川二千四百九十八番地平民農小山庄平外百五十五名呈出（紹介議員西川太治郎君外四名）

同　第一八六四號
同上　兵庫縣飾磨郡手柄村西延末十四番屋敷の一平民農廣岡嘉平外八名呈出（紹介議員川口木七郎君）

同　第一八六五號
同上　兵庫縣飾磨郡糸引村東山二百八十八番屋敷平民農小林德藏外七名呈出（紹介議員川口木七郎君）

同　第一八六六號
同上兵庫縣飾磨郡谷外村農會長小林彌之助外八名呈出（紹介議員川口木七郎君）

同　第一八六七號
同上　兵庫縣飾磨郡曾左村刀出四百十六番地平民農田麗亭次外七名呈出（紹介議員川口

木七郎君）

同　第一九三二號

同上　兵庫縣印南郡東志方村細工所五百四番屋敷平民農村田木之藏外十一名呈出（紹介議員川口木七郎君）

同　第一九三三號

同上　兵庫縣印南郡上莊村井の口三番屋敷平民農内田竹之助外七名呈出（紹介議員川口木七郎君）

同　第一九三四號

同上　兵庫縣飾磨郡八幡村蒲田三百九十二番地平民農飯塚常雄外七名呈出（紹介議員川口木七郎君）

同　第一九三五號

同上　兵庫縣印南郡西志方村西牧十六番屋敷平民農内海建次外七名呈出（紹介議員川口木七郎君）

同　第一九三六號

同上　兵庫縣印南郡米田村米田五十八番屋敷平民農松本増吉外九名呈出（紹介議員川口木七郎君）

同　第一九三七號

同上　兵庫縣印南郡東神吉村神吉百二十九番屋敷平民農神吉鎗太郎外九名呈出（紹介議員川口木七郎君）

同　第一九三八號

同上　兵庫縣印南郡志方村志方町三十一番屋敷平民農稲江豐三郎外四名呈出（紹介議員川口木七郎君）

同　第一九三九號

同上　兵庫縣印南郡北濱村北脇百十二番地平民農川本菊之助外九名呈出（紹介議員川口木七郎君）

同　第一九四〇號

同上　兵庫縣印南郡西神吉村大國百三番平民農竹本伊平次外十三名呈出（紹介議員土井權大君）

同　第一九四一號

同上　兵庫縣印南郡平莊村養老五十五番屋敷平民吉植直二外七名呈出（紹介議員川口木七郎君）

同　第一九四二號

同上　兵庫縣飾磨郡余部村飾西二百八十七番地平民農石見勝治外七名呈出（紹介議員川口木七郎君）

同　第一九四三號

同上　兵庫縣印南郡阿彌陀村魚橋三十番屋敷平民農原田四郎作外十一名呈出（紹介議員川口木七郎君）

右請願の要旨は昨夏未曾有の一大米擾亂を惹起するに至りたる原因の主なるものは大正六年度に於ける内地産米の不足に在り而して之か救濟策としては先以て（一）外米關稅を復活すること（二）内地農産物殊に米麥の收穫增加を期すること（三）肥料を國營とすること（四）拓殖地の米作を奬勵せしめ特に朝鮮に於ける肥料に課しつゝある百分の五の移入稅を廢止し寧ろ之を保護して使用潤澤ならしむること等の施設を講して食糧自給自足の方法を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百五十一號

意見書

請願文書表第一六一〇號

明治三十年法律第五十號改正の請願　青森縣上北郡野邊地町大字野邊地百十一番戸一號平民農中村安之助外四名呈出（紹介議員菊池良一君外一名）

同　第一六一一號

同上　青森縣三戸郡三戸町大字久慈町一番戸平民農太田弘三外六名呈出（紹介議員菊池良一君外一名）

右請願の要旨は家祿賞典祿享有者は明治三十年法律第五十號に依り明治三年九月十日以後の分は給與せらるゝ事となりたるも明治二年六月二十五日達第五百七十五號に依り藩籍奉還即同年六月以後の分をも當然給與せらるゝへきものと認むるを以て前記明治三十年法律第五十號を改正し以て不足家祿給與の起算點を同二年六月二十五日と改められたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百五十四號

意見書

請願文書表第一六〇九號

酒造稅法中改正の請願　京都府伏見町字竹中町四方合名會社代表社員四方卯三郎外二十四名呈出（紹介議員長田桃藏君）

右請願の要旨は淸酒と味淋とは其の釀造方法其の他貯藏、販賣に至る迄之か操作に於て著しき差違あるものに在らす從て二者同一法規の保護を受くへきものなるに拘らす淸酒、濁酒及燒酎に對しては制限石數を規定するに拘らす單に味淋のみを除外したるは不權衡なり依て明治九年決律第二十八號酒造稅法中（一）第五條第一項に「味淋ノ制限石數五十石以上」と加ふること（二）同法第八條第二項中「命令ノ定ムル所ニ依リ淸酒味淋ハ査定石數百分ノ五以内ノ滓引減量及貯藏減量ヲ控除スルコトヲ得」と改正し之か均等を許られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百五十五號

意見書

請願文書表第一八七二號

酒造稅法中改正の請願　神奈川愛甲郡玉川村全國酒造組合聯合會長小林作五郎呈出（紹介議員鳴海文四郎君）

右請願の要旨は淸酒は滓引に於て約百分の二貯藏に於て約百分の七を減す依て酒造稅法第八條中淸酒滓引減量及貯藏減量の査定石數百分の五を百分の七と改正せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百五十六號

意見書

請願文書表第一八四九號

醬油釀造用に内地鹽使用の請願　東京府北豐島郡王子町大字豐島二千三百六十二番地平民石井孫治郎外三十七名呈出（紹介議員秋本喜七君外二名）

右請願の要旨は曩日當局は一般醬油釀造業者に對し内地鹽使用を禁止せられ之か代用として外鹽使用の旨を示達せられたり然れとも醬油釀造用として外鹽を使用するときは品質を粗惡ならしむる事甚しく産業奬勵の旨趣に反す然るに當局は斯業保護に冷淡なる結果目下各所に鹽田の荒廢せるもの多きに拘らす何等之に對する施設を講せさるは甚た遺憾なりと謂はさるへからす依て政府は速に内地鹽增收の途を計り醬油釀造業者の爲需要供給を潤澤ならしめらるゝ樣相當施設を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百五十七號

意見書

請願文書表第一八七一號

酒造稅納期繰下の請願　神奈川縣愛甲郡玉川村全國酒造組合聯合會長小林作五郎呈出（紹介議員鳴海文四郎君）

右請願の要旨は現行酒造稅の納期たる第三第四期は二月及三月にして恰も釀造最盛の時期に當り多大の資金を要する場合に際して納稅期の半額を引續き納付するは當業者の非常に苦痛とする所にして其の結果小資本家の投賣となり經濟界に惡影響を及し延ては納稅の確實を缺き收稅當局を煩はすに至るへし依て第四期を五月に繰下け以て之か調節を圖られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百五十八號

意見書

請願文書表第一九四八號

砂糖酒稅輕減の請願　東京府小笠原島父島大村字東町十六番地平民農久世延吉外四十六名呈出（紹介議員秋本喜七君外一名）

右請願の要旨は小笠原島に於て釀造する糖灰を原料とする砂糖酒は酒精及酒精含有飲料稅法に依り課稅せらるゝを以て稅額頗る多額となる斯くては永年飲用習慣を有する小笠原島民の最苦痛とする所なり依て明治四十一年三月法律第二十四號に依

り現稅額の三分の一に減せらるゝ樣せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百五十九號

意見書

請願文書表第一六九七號

賣藥稅法中改正の請願　大阪賣藥同業組合長山田安民呈出（紹介議員金澤仁作君）

右請願の要旨は明治三十八年法律第七十一號賣藥稅法は其の最高標準額を十萬圓とし且一方剤毎に課稅する規定なるか故に之か負擔の均衡を失するのみならす營業者は同法第二條に依り從價一割年賣藥印紙稅を負擔するを以て營業稅の賦課は二重となり殊に近年賣藥原料品は勿論材料勞銀等昂騰したるに拘らす定價は之と伴はされは當業者は甚しき困難を感せり依て同法第一條の二を添付せる私見案の如く改正し以て課稅の均衡を保ち其の負擔を輕減せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十號

意見書

請願文書表第一五九四號

麩輸入稅廢止の請願　東京府東京市京橋區新富町二丁目二番地大日本畜牛改良同盟會主幹木村耶太郎外十四名呈出（紹介議員中野寅次郎君外二名）

右請願の要旨は家畜飼料の暴騰は畜產經營家に一大困難を感し殊に濃厚飼料として最重要なる麩か近年非常の昂騰を告けたる結果に一般畜產業の發達を阻碍するのみならす動物體軀の能力を減殺し家畜の生產上憂慮に堪へさることに屬す殊に麩の暴騰は其の代用として穀類を使用する事多く吾人の食料問題に影響を及すこと尠からす依て麩の輸入稅を撤廢して一は畜產業の發展を計り一は食料問題を緩和せられむことを大日本畜牛改良同盟會の議決を經て請願すと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十一號

意見書

請願文書表第一六五七號

田畑地價特別修正の請願　山形縣東田川郡泉村大字野田柏倉殿之外百三十八名呈出（紹介議員熊谷直太君）

右請願の要旨は山形縣東田川郡泉村大字荒川、仙道、野田、黑川村大字田代、黑川の一部は地味最下等の腐蝕地にして收穫甚た尠きに拘らす地租改正當時其の評價を誤られたる爲地價格外に高く從て公課の負擔過重にして經濟上の困難甚し依て曩に歴貴衆兩院に請願して採擇を得既に其の調査も經たるを以て前記土地の地價を特別修正し相當の輕減を爲されたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十二號

意見書

請願文書表第一九一九號

田畑地價特別修正の請願　山形縣東田川郡廣瀨村大字上野新田字上臺八番地平民農小林治郎右衛門外三十七名呈出（紹介議員伊東知也君）

同　第一九二〇號

同上　山形縣東田川郡廣瀨村大字猪俣新田字田屋前八十一番地平民農渡部米治外十六名呈出（紹介議員伊東知也君）

同　第一九二一號

同上　山形縣東田川郡廣瀨村大字高寺字南畑三十三番地平民農山本文吉外二十九名呈出（紹介議員伊東知也君）

右請願の要旨は山形縣東田川郡廣瀨村所在の請願人等所有の土地は地質最劣等の腐蝕地にして收穫甚た少く且氣候交通運輸治水の點より見るも農耕地として其の價値甚た少きに拘らす地租改正の當時評價を誤られ爲に地價格外に高く從て公課の負擔重きに過き困難一方ならす依て前記地方の地價等級を特別に修正し以て負擔を輕減せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十四號

意見書

請願文書表第一五五一號

葉煙草賠償價格引上の請願　茨城縣那珂郡八里村長長山彦四郎外九名呈出（紹介議員根本正君）

同　第一九一八號

同上　栃木縣芳賀郡中川村煙草耕作組合長大町庄五郎外二十八名呈出（紹介議員高田耘平君外一名）

右請願の要旨は茨城縣那珂郡八里村に於ては達磨煙草の栽培を以て主要の產業と爲す殊に煙草栽培法は巧妙なる技術を要し天候の關係亦其の豐凶に至大の影響を及し頗る困難なる事業に屬す故に當局は葉煙草賠償價格を定め耕作者の保護に供せられつゝあり然るに大正八年度に於ける葉煙草收納に適用すへき改正等級は水府葉其の他の種類に對し價格引上ありたるに拘らす達磨葉に對しては毫も之か引上の恩典に浴せさるは地方耕作者の遺憾とする所なり殊に右耕作者中には經濟上甚しく疲弊し產地の維持困難に陷る虞ある者あり依て速に達磨葉煙草に對しても賠償價格二等以上の引上を斷行して耕作者救濟の途を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十五號

意見書

請願文書表第一八七四號

葉煙草收納所設置の請願　福島縣田村郡片曾根村長助川啓四郎外五名呈出（紹介議員石射文五郎君）

右請願の要旨は福島縣田村郡及安達郡の東部は三百餘年の歴史を有する葉煙草の生產地にして就中松川葉は素質の良好なるを以て著名なり而して郡民は主として葉煙草耕作を業とし之か改良發展を計る爲に苦心經營する所尠からす然るに收納所は僻遠にして交通不便なる三春出張所及常葉收納所に屬し運搬上多大の勞力と費用を要し殊に冬季降雪の際は其の困難名狀すへからさるものあり依て交通運輸上最便利なる同郡片曾根村大字新[illegible]に收納取扱所を設置して斯業者の便益を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十六號

意見書

請願文書表第一五九五號

內地鹽增收の請願　東京府北豐島郡板橋町大字下板橋八百十八番地平民花井源兵衛外四十四名呈出（紹介議員前田米藏君外一名）

右請願の要旨は東京府北豐島郡上、下練馬村外十一箇村及豐多摩郡中野町外六箇村地方は練馬大根の產地にして年收の大半は之に依れり殊に近年は澤庵漬として海外に輸出せらるる金額尠少ならさるに其の材料たる內地鹽は一昨年來甚不足の結果臺灣、青島、關東州產鹽を使用する結果澤庵漬の香味、色澤の特色を失し爲に從來の收益に比し年々數千萬圓の減收を見るに至り從て練馬大根の生產を阻礙すること尠からす依て當局に於て內地鹽の增收を計り地方產業救濟の途を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十七號

意見書

請願文書表第五〇八號

縣社八幡神社昇格の請願　滋賀縣阪田郡長濱町三十八番屋敷士族八幡神社社司笹原泉外十一名呈出（紹介議員福井三郎君外二名）

右請願の要旨は滋賀縣阪田郡長濱町縣社八幡神社は三韓征服の大業を成し皇威を海外に發揚せられたる神功皇后息長足姫尊を奉祀せる神社にして往昔より武門武將の崇敬厚く湖北隨一の大社たり殊に阪田郡は息長足姫尊御發祥の地なるを以て報本反始の本義を一層明にし且尊の雄大なる偉業を國民に深く知悉せしめ以て一は國民教育に資し一は神祇崇敬の趣旨を普及する爲足仲彦尊並譽田別尊を其の配祀と爲し前記八幡神社を官幣社に昇格せ

られたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十八號

意見書

請願文書表第七一四號
白鳥神社昇格の請願　長崎縣南松浦郡玉之浦村七百八十二番地鄕社白鳥神社社司宗寛治外一名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

右請願の要旨は長崎縣南松浦郡玉之浦村に奉祀する鄕社白鳥神社は日本武尊の祭神にして其の由緒の尊嚴なる御威德の偉大なること又地方守護神として崇敬淺からす依て神職氏子一同は一萬金を奉納して神殿拜殿の改築を完成し本社の昇格を祈願して熄ます依て神社由緒書を添付して鄕社白鳥神社を縣社に昇格せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百六十九號

意見書

請願文書表第七九〇號
津島神社昇格の請願　愛知縣海部郡津島町大字津島八百八十二番戸平民商横田理平外五百九名呈出（紹介議員三輪市太郎君外一名）

右請願の要旨は愛知縣海部郡津島町に鎭座する縣社津島神社は文武兩道の祖神たる素盞男尊を奉祀せる大社にして古往今來國民の尊崇國の內外に洽し斯る由緒深き大社なれは既往に於ては伊勢大廟及熱田神宮と御同列なりしに拘らす今猶縣社に止まるは敬神崇祖の道に反す依て其の社格を官幣社に昇格せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百七十號

意見書

請願文書表第一八四八號
吉御子神社本殿を特別保護建造物に指定の請願　滋賀縣甲賀郡石部町大字石部二千七百六十三番地平民村社吉御子神社社掌松村八十次外五名呈出（紹介議員井上敬之助君）

右請願の要旨は京都府上加茂神社御本殿は幕府に於て二十五年毎に改築獻納し以て　皇室に對し尊敬の誠意を表せらるるを恒例としたり然るに本社改築後既に五十有餘年を經過し其の建物の如き大破腐朽し敬神の道に反するのみならす其の間世態著しく變遷し所在石部町の如き殷賑を極めたる宿驛も忽ち寂寥たる一寒村と化し又昔影を止めさるに至り從て歷史上著名なる加茂本社建物の改築も現時同社殿に鎭座する吉御子神社氏子の力を以て改築すること能はさるに至るは遺憾なり然るに該社本殿は特別保護建造物に編入せられありと聞く果して然らは敬神尊祖の美風を維持すると同時に歷史上記念すへき古社に屬するものなれは相當保存方法を講せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百七十三號

意見書

請願文書表第一六六一號
河岸及海岸に於ける堤防勾配地並堤外草生地利用の請願　愛知縣名古屋市中區禰宜町百四十七番戸平民倉庫製造業石垣伊助外二名呈出（紹介議員佐々木文一君）

右請願の要旨は河岸又は海岸に於ける堤防勾配の土地若は堤外草生地を生產上に利用するは國家經濟上有用なりと認む依て牧草、紫雲英、桑苗、川柳、楮、三股、亞麻、ラミー、大麻、黃麻、マニラヘンプ等の植付の如き適當なる方法に依て之か使用を許可せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百七十五號

意見書

請願文書表第一六九六號
巡査看守退隱料及遺族扶助料法改正の請願　東京府東京市芝區白金丹波町八番地平民農福島安孝呈出（紹介議員福井三郞君）

右請願の要旨は明治三十四年法律第五十八號巡査看守退隱料及遺族扶助料法第三條中の年金加算年限の起算點を現行法より永年勤續者の利益となることに改正せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百七十六號

意見書

請願文書表第一六〇八號
根室港修築速成の請願　北海道根室郡根室町大字本町二丁目二番地細谷與吉外四十八名呈出（紹介議員小池仁郞君）

右請願の要旨は北海道根室港の修築は往年園田長官の十年計畫案に其の後河島長官の十五年經營案に計上せられたる小樽、釧路、留萠、網走の各港と同しく同道中樞要の良港なるに拘らす現俵長官は鐵道速成の資金を得むか爲に繰延と爲し築港計畫より削除せられたり然るに右鐵道速成案は既に政府之を決定し大正六年度より同十年度迄に完成せらるることに至りたるを以て前年當局の計畫せられたる根室港修築費金百八萬二千九百六十二圓を計上し他の先進港と等しく速に本港修築の途を講せられむことを同港の輸出入額調書を添へて請願すと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百七十七號

意見書

請願文書表第一六四四號
手取川治水費國庫支辨の請願　石川縣能美郡川北村長村上市右衞門外十六名呈出（紹介議員戶水寛人君外二名）

右請願の要旨は石川縣下手取川は北陸著名の河川にして源を白山に發し美川町にて日本海に注き流路二十餘里水流急なるのみならす土砂の流出夥しきを以て沿岸地方は比年洪水に苦しめらるる爲之か治水工事には既に幾多の勞費を投し更に大正元年に於て根本的治水計畫を立て其の經費は主として地方費支辨と爲したるも是れ他の治水事業に多大の負擔を荷ふ縣民の堪へ難き所とす依て治水事業の完成と縣民負擔の輕減を期する爲前記手取川治水費を國庫支辨と爲し且つ第一期工事として速に其の調査に著手せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百七十八號

意見書

請願文書表第一八八七號
渡良瀨川支流秋山川改修の請願　栃木縣安蘇郡植野村大字植野一番地村會議員植野區長高瀨勘太郞外二十八名呈出（紹介議員秋山金也君外一名）

右請願の要旨は栃木縣下渡良瀨川の支流たる秋山川は河身屈折し幅員狹く流路又急斜なり加之本川渡良瀨川の逆流之に合し出水の際は田沼、佐野方面より出つる激流は安蘇郡植野村に入り海陸橋下を奔流して字彌左衞門淵を衝き更に東流して字川入越後原等の堤防を壓し水勢益擴大南流して字大古屋、裏古川淵及大古屋橋に衝突し大古屋東方各郡の堤防を決潰し就中植野村の耕地約七分は全く浸水し其の慘況名狀すへからさるものあり政府は曩に渡良瀨川改修工事と共に植野字間之田町下河原以南を改修區域に編入せられたるも完全を期し難し依て右植野村字植野海陸橋迄改修工事を施行して治水の策を講せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百八十號

意見書

請願文書表第一六六三號
鹽化加里工業保護の請願　東京府東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地鈴木商店專務取締役鈴木忠治外六名呈出（紹介議員吉植庄一郞君）

右請願の要旨は鹽化加里は火藥、爆藥並一般加里工業の原料たるを以て之か自給自足の政策を講するの必要は他の工業品に比し一層切實なるものあり歐洲大戰の影響は著しく斯業上に一大勃興の機運を促したるに反し平和克復後に於ては外國品の殺到を見我か國鹽化加里工業は根底より破壞せらるる處あり依て一には國防上自給政策の見地に立脚し他方國產奬勵の策として關稅定率を改正し輸

入粟化加工に對し從價三割以上を課稅し以て斯業保護の途を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百八十一號

意見書

請願文書表第一六八九號

漢方醫藥研究保存の請願　東京府東京市本郷區眞砂町三番地平民通信記者島田武男外一名呈出（紹介議員澤來太郎君）

右請願の要旨は當今漢方醫は醫術として認められす殆と廢滅に歸せむとす顧ふに支那に於ける醫術は現代醫學と其の主力及論理を異にし從て長短得失の存する事[illegible]なり然れとも漢方醫か現代科學の研究に資し眞理研究の方針を示すもの尠しとせす而して我か國民に於ける漢方醫の元祖とも稱すへき明和時代の大醫吉益安則之を振興して皇漢醫と稱へ同氏の遺著、類聚方、方極、藥徵等は實に本邦藥草研究上に至大の關係ある名著たり殊に最近世界大戰後輸入藥品の缺乏に因り藥局の裡、漢方藥局に從ふ部分ありと雖未た漢方醫術藥方の研究を爲す者なきは遺憾のことに屬す依て政府は速に漢方醫藥研究保存に關し相當の施設を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百八十二號

意見書

請願文書表第一八七七號

麥飯奬勵の請願　東京府東京市牛込區柳町十九番地平民雜誌編輯者麥飯常用期成同盟會代表中澤辨次郎外一名呈出（紹介議員隅田豊吉君）

右請願の要旨は國民食糧の不足を補ひ需用供給の原則に適應せしむる爲當局は國民全體に米麥混合食を普及し之か奬勵の策を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百八十三號

意見書

請願文書表第一五四四號

重要物產同業組合法中改正の請願　岡山縣美作郡穀物同業組合組長高山宇一郎呈出（紹介議員高戸郁三君）

右請願の要旨は重要物產同業組合の活動は商工業の振興並經濟の發展を促進する上に於て便益あり之か活動を期せむには同組合に於ける經費の徵收を便ならしむるを必要とす依て該組合の經費徵收上に明治三十年法律第二十一號國稅徵收法を適用して重要物產同業組合の活動を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百八十四號

意見書

請願文書表第一九八四號

鑛業法中改正の請願　福岡縣鞍手郡新入村農會長向野齋外四十五名呈出（紹介議員赤間嘉之吉君）

右請願の要旨は近時鑛業の發達に伴ひ農業上に及ほす損害甚た多し殊に福岡縣遠賀、鞍手、嘉穗、田川四郡の如き炭坑採掘の增進は即ち耕地の陷落を來たし有害濁水の浸害を始め家屋の浸水飲料水の枯渴墓地の陷落等其の被害慘狀を極む現に右四郡下に於ける被害反別を調査するに二千七百町步を超へ全耕地の一割一步に達す之か整理復舊には巨費を要し而も完全を期し難きのみならす損害塡補を得る途なきに終る場合尠からすして農民は不安に堪へす從て耕地は漸次荒蕪に歸せむとす殊に今や食糧問題の囂しき時に於て實に默視するに忍ひさるものあり依て當局は之か救濟方法として現行鑛業法に適當なる改正を加へられむことを被害現況調書を添へて請願すと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百八十五號

意見書

請願文書表第六六三號

水產組合法中組合費强制徵收に關する規定追加の請願　靜岡縣磐田郡中泉町七百四十八番地の二平民農川島瀧藏外六名呈出（紹介議員唐端淸太郎君）

右請願の要旨は水產組合は專ら公益を主眼とするを以て直接に組合員に對し利益を享受せしむる事能はさる爲組合費の徵收に困難なる事情あり依て水產組合法中組合費强制徵收に關する規定を追加せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百八十七號

意見書

請願文書表第六六六號

國立水產試驗場設置の請願　靜岡縣磐田郡中泉町七百四十八番地の二平民農川島瀧藏外六名呈出（紹介議員唐端淸太郎君）

右請願の要旨は水產業に關しては國に水產講習所あり各府縣に水產試驗場の設置ありと雖其に設備不完全にして其の成績見るへきものなきは甚た遺憾なり依て全國を數區に分ち海面の同しきものを區畫と爲し適當の地に國立水產試驗場を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百八十八號

意見書

請願文書表第六六九號

魚市場法制定の請願　靜岡縣磐田郡中泉町七百四十八番地の二平民農川島瀧藏外六名呈出（紹介議員唐端淸太郎君）

右請願の要旨は魚市場法の制定は水產業の改善發達上緊要のことに屬す然るに我か國の魚市場は舊慣に因り各地の取引一定せす爲に斯業の發達に影響すること尠からす依て速に魚市場を制定して水產事業の發達を期せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百九十號

意見書

請願文書表第六七一號

養殖事業奬勵法制定の請願　靜岡縣磐田郡中泉町七百四十八番地の二平民農川島瀧藏外六名呈出（紹介議員唐端淸太郎君）

右請願の要旨は養殖事業は未開の地を開拓し天然資源の開發上有望の事業なり殊に本邦は斯業に好適地多し故に政府に於て其の調査を爲し利用方法を指導し事業經營者に對しては相當の補助を與へ之を奬勵せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百九十一號

意見書

請願文書表第一五九〇號

製乳事業保護法制定の請願　東京府東京市京橋區新富町二丁目二番地平民大日本畜牛改良同盟會主幹木村專太郎外十四名呈出（紹介議員中野寅次郎君外一名）

右請願の要旨は本邦に於ける製乳事業は近年著しく發達したりと雖未た國內の需用を充すに足らす將來外國品と競爭場裡に立ちて生產力を保持する必要上適切なる斯業保護法を制定せられむことを大日本畜牛改良同盟會の決議を經て私見案を具し請願すと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百九十二號

意見書

請願文書表第一五九一號

畜牛及乳牛輸送法改正の請願　東京府東京市京橋區新富町二丁目二番地平民大日本畜牛改良同盟會主幹木村專太郎外十四名呈出（紹介議員中野寅次郎君外一名）

右請願の要旨は國民食料問題に關し畜牛業者の立場より考ふるときは近時生產費の膨脹甚しく斯業の經營又困難を訴ふる時に際し之か救濟策として畜牛の飼料其の他に於て極力其の低廉を期すると

共に一面國家の鐵道輸送機關に對して畜牛及乳牛の輸送賃金を引下け以て需要供給の原則に適應する樣畜牛及乳牛の輸送法を改善せられむことを全國畜牛家大會の決議に依り私見案を具し請願すと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百九十三號

意見書

請願文書表第一五九三號

畜産組合法中改正の請願　東京府東京市京橋區新富町二丁目二番地平民大日本畜牛改良同盟會主幹木村耶太郎外十四名呈出（紹介議員中野寅次郎君外二名）

右請願の要旨は現行畜産組合法には組合經費及過怠金の強制徴收に關し其の期限の設けなき爲に組合の活動上遺憾尠からす依て一同法第十五條に一箇月以内に之を徴收すへき旨の但書若は一項を追加し且其の強制執行の場合には組合役員立會の上之を行ふことに改正し以て同組合の發展を期せられむことを全國畜牛家大會の決議を經て請願すと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

○岩崎勲君　日程第二十四乃至百二に至る請願特別報告は、全部一括して請願委員長報告の通り、採擇せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無きを以て請願全部委員長報告通り採擇に決しました――本日は是にて散會、明日は午前十時より本會を開きます。

午後五時二十八分散會

○大正八年三月二十六日（水曜日）

午前十時二十六分開議

議事日程　第二十九號

第一　朝鮮及臺灣の産米増殖に關する建議案（牧山耕藏君外十名提出）（委員長報告）

第二　農業政策に關する建議案（赤間嘉之吉君提出）（委員長報告）

第三　竹林の病害研究に關する建議案（川崎安之助君外一名提出）（委員長報告）

第四　發電用水利權の法規制定に關する建議案（石原正太郎君外一名提出）（委員長報告）

第五　本邦基礎工業の保護に關する建議案（田中隆三君外一名提出）（委員長報告）

第六　小松島港改良修築に關する建議案（原田佐之治君外一名提出）（委員長報告）

第七　（特別報告第九十九號）朝鮮に官幣神社奉祠の請願（委員長報告）

第八　（特別報告第百九號）質屋取締法中改正の請願（委員長報告）

第九　（特別報告第百二十三號）家畜市場法中改正の請願外四件（委員長報告）

第十　（特別報告第百五十九號）家畜市場法中改正の請願（委員長報告）

第十一　（特別報告第二百十二號）質屋取締法中改正の請願外十一件（委員長報告）

第十二　（特別報告第二百七十二號）東京市制を設くる請願（委員長報告）

第十三　（特別報告第二百七十四號）部落改善の請願（委員長報告）

第十四　（特別報告第二百八十九號）家畜市場法中改正の請願（委員長報告）

第十五　（特別報告第二百九十六號）滿洲競馬法制定の請願（委員長報告）

第十六　（特別報告第二百九十七號）上半山村に無集配郵便局設置の請願（委員長報告）

第十七　（特別報告第二百九十八號）野崎郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第十八　（特別報告第二百九十九號）彦島村郵便局の位置を變更し並集配事務開始の請願（委員長報告）

第十九　（特別報告第三百號）内日郵便局に電信事務開始の請願（委員長報告）

第二十　（特別報告第三百一號）沼津及三島郵便局通話區域變更の請願（委員長報告）

第二十一　（特別報告第三百二號）奈留島郵便局に電信事務開始の請願（委員長報告）

第二十二　（特別報告第三百三號）五千石郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第二十三　（特別報告第三百四號）吉田村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十四　（特別報告第三百五號）多羅尾村に無集配三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十五　（特別報告第三百六號）大野郵便局に集配事務取扱開始の請願（委員長報告）

第二十六　（特別報告第三百七號）徳島郵便局電話普通區域編入の請願（委員長報告）

第二十七　（特別報告第三百八號）芝生郵便局に電信電話事務開始の請願（委員長報告）

第二十八　（特別報告第三百九號）西志和郵便局に電信並集配事務取扱開始の請願（委員長報告）

第二十九　（特別報告第三百十號）高田郵便局に特設電話設置の請願（委員長報告）

第三十　（特別報告第三百十一號）平町郵便局を二等局に變更の請願（委員長報告）

第三十一　（特別報告第三百十二號）大代郵便局に電信事務開始の請願（委員長報告）

第三十二　（特別報告第三百十三號）大代郵便局特設電話新加入者許可の請願（委員長報告）

第三十三　（特別報告第三百十四號）安塚、菱里郵便局間電信事務開始の請願（委員長報告）

第三十四　（特別報告第三百十五號）三山木郵便局管轄區域を變更し集配並電信事務開始の請願（委員長報告）

第三十五　（特別報告第三百十六號）野洲町に特設電話設置の請願（委員長報告）

第三十六　（特別報告第三百十七號）頴娃村上別府書戸に無集配郵便局設置の請願（委員長報告）

第三十七　（特別報告第三百十八號）猿川村大字田に三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第三十八　（特別報告第三百十九號）志木町郵便局電話急設の請願（委員長報告）

第三十九　（特別報告第三百二十號）上市村井村字足立に郵便局設置の請願（委員長報告）

第四十　（特別報告第三百二十一號）大崎町桐ケ谷に無集配郵便局設置の請願（委員長報告）

第四十一　（特別報告第三百二十二號　富河局を集配郵便局に變更の請願（委員長報告）

第四十二　（特別報告第三百二十三號）靜澗村に無集配郵便局設置の請願（委員長報告）

第四十三　（特別報告第三百二十四號）靜浦村を沼津郵便局の電話通話區域に編入の請願（委員長報告）

第四十四　（特別報告第三百二十五號）一宮郵便局に電信並電話事務開始の請願（委員長報告）

第四十五　（特別報告第三百二十六號　靜岡地方裁判所沼津支部復活の請願（委員長報告）

第四十六　（特別報告第三百二十七號）高崎區裁判所復舊の請願（委員長報告）

第四十七　（特別報告第三百二十八號）浦幌村に登記所設置の請願（委員長報告）

第四十八　（特別報告第三百二十九號）網走區裁判所權限擴張の請願（委員長報告）

第四十九　（特別報告第三百三十號）斜里村に登記所設置の請願（委員長報告）

第五十　（特別報告第三百三十一號）宇都宮監獄移轉の請願（委員長報告）

第五十一　（特別報告第三百三十二號）福井村に富岡區裁判所出張所設置の請願（委員長報告）

第五十二　（特別報告第三百三十三號）御宿町に登記所設置の請願　（委員長報告）

第五十三　（特別報告第三百三十四號）諏訪村窪平に登記所設置の請願　（委員長報告）

第五十四　（特別報告第三百三十五號）領家村の內黑田、龜谷登記所管轄區域變更の請願　（委員長報告）

第五十五　（特別報告第三百三十六號）町村立小學校教員給料國庫支辨の請願外一件　（委員長報告）

第五十六　（特別報告第三百四十號）町村費輕減の爲國庫下渡金增加の請願　（委員長報告）

第五十七　（特別報告第三百四十五號）岐阜富山間縱貫鐵道敷設の請願　（委員長報告）

第五十八　（特別報告第三百四十八號）石狩、北見聯絡鐵道敷設速成の請願　（委員長報告）

第五十九　（特別報告第三百五十號）野岩羽鐵道延長の請願外一件　（委員長報告）

第六十　（特別報告第三百五十一號）中央線中野、八王子間鐵道電車併用の請願　（委員長報告）

第六十一　（特別報告第三百五十二號）渚滑、サクール間輕便鐵道速成の請願　（委員長報告）

第六十二　（特別報告第三百五十三號）美幌、相生拓殖事業鐵道敷設速成の請願　（委員長報告）

第六十三　（特別報告第三百五十四號）日勝線鐵道速成の請願　（委員長報告）

第六十四　（特別報告第三百五十五號）豐州線杵築驛位置變更の請願　（委員長報告）

第六十五　（特別報告第三百五十六號）東村大字右籾へ停車場設置の請願　（委員長報告）

第六十六　（特別報告第三百五十七號）古川に停車場設置の請願　（委員長報告）

第六十七　（特別報告第三百五十八號）吉野縱貫鐵道敷設の請願　（委員長報告）

第六十八　（特別報告第三百五十九號）石北線敷設の請願　（委員長報告）

第六十九　（特別報告第三百六十號）栃木、古河町間及栃木、鹿沼、今市間鐵道敷設の請願外二件　（委員長報告）

第七十　（特別報告第三百六十一號）仙臺、山形間鐵道敷設の請願外一件　（委員長報告）

第七十一　（特別報告第三百六十二號）上越鐵道敷設線路一部變更の請願　（委員長報告）

第七十二　（特別報告第三百六十三號）中津川、下呂間鐵道敷設の請願　（委員長報告）

第七十三　（特別報告第三百六十四號）都賀鐵道敷設の請願　（委員長報告）

第七十四　（特別報告第三百六十六號）新見、三次間鐵道敷設の請願外三十件　（委員長報告）

第七十五　（特別報告第三百六十七號）文官恩給者の恩給增額の請願　（委員長報告）

第七十六　（特別報告第三百七十一號）鹽專賣法中改正の請願　（委員長報告）

第七十七　（特別報告第三百七十二號）日下部稅務署復活の請願　（委員長報告）

第七十八　（特別報告第三百七十三號）岩內町の財政救濟に關する請願　（委員長報告）

第七十九　（特別報告第三百七十四號）警部退隱料及遺族扶助料法制定の請願　（委員長報告）

第八十　（特別報告第三百七十五號）三津口港灣利用調査の請願　（委員長報告）

第八十一　（特別報告第三百七十六號）大阪市水源地營造物に因る損害補償の請願　（委員長報告）

第八十二　（特別報告第三百七十七號）舊八重洲橋復舊の請願　（委員長報告）

第八十三　（特別報告第三百七十八號）多摩川改修費並水源涵養費國庫支辨の請願　（委員長報告）

第八十四　（特別報告第三百七十九號）東京灣治水に關する請願外一件　（委員長報告）

第八十五　（特別報告第三百八十號）臺灣統治に關する請願　（委員長報告）

第八十六　（特別報告第三百八十一號）氷見郡沿海內に漁港修築の請願　（委員長報告）

第八十七　（特別報告第三百八十三號）佐香村大字坂浦に集配郵便局設置の請願　（委員長報告）

第八十八　（特別報告第三百八十四號）上國崎村に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第八十九　（特別報告第三百八十五號）關都郵便局を集配局に復舊の請願　（委員長報告）

第九十　（特別報告第三百八十六號）白岩村大字白岩に三等郵便局設置の請願　（委員長報告）

第九十一　（特別報告第三百八十七號）柏崎、高崎間直通電話架設の請願　（委員長報告）

第九十二　（特別報告第三百八十八號）川上村迫郵便局に集配事務開始の請願　（委員長報告）

第九十三　（特別報告第三百九十號）七里村に登記所設置の請願　（委員長報告）

第九十四　（特別報告第三百九十一號）東京區裁判所所屬執達吏の職務執行改善に關する請願　（委員長報告）

第九十五　（特別報告第三百九十二號）町村費輕減の爲國庫下渡金增加の請願　（委員長報告）

第九十六　（特別報告第三百九十六號）久慈、那珂兩郡より氏家町間太子線速成の請願　（委員長報告）

第九十七　（特別報告第三百九十七號）所子村に停車場設置の請願　（委員長報告）

第九十八　（特別報告第三百九十八號）淸海村に停車場設置の請願　（委員長報告）

第九十九　（特別報告第四百號）臺灣取引所設立速成の請願　（委員長報告）

第百　（特別報告第四百一號）和東郵便局に電信電話事務開始の請願　（委員長報告）

第百一　（特別報告第四百二號）里庄郵便局に電信電話並集配事務開始の請願　（委員長報告）

第百二　（特別報告第四百三號）天鹽線鐵道天鹽市街經由の請願　（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一昨二十五日貴族院に於て本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

高等諸學校創設及擴張費支出に關する法律案（政府提出）

（第二號）大正八年度歲入歲出總豫算追加案

衆議院議員選擧法中改正法律案（政府提出）

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に揭載す〕

一昨二十五日委員長及理事互選の結果左の如し

本邦基礎工業の保護に關する建議案委員

委員長　井上角五郎君

理事　若尾璋八君

一今二十六日衆議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の通變更せり

一六一　井坂光昭君

二六三　高知縣郡部選出議員

○議長（大岡育造君）　是より會議を開きます、日程第一及第二は同一委員に付託したる議案なるに依り一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議無ければ一括議題と致します、委員長天春文衞君。

第一　朝鮮及臺灣の產米增殖に關する建議案（牧山耕藏君外十名提出）（委員長報告）

第二　農業政策に關する建議案（赤間嘉之吉君提出）（委員長報告）

○福井三郎君　議長。

○議長（大岡育造君）　福井君、何ですか。

○福井三郎君　唯今より特殊部落改善に關する建議案の委員會を開きたいと思ひます。御許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

〔福井三郎君「委員諸君は第八委員室へ御參集を願ひます」と呼ふ〕

〔天春文衞君登壇〕

〔拍手起る〕

○天春文衞君　朝鮮及臺灣の產米增殖に關する建議案の委員會の經過及結果を御報告致しますでございます、本案の委員會を開きまして、政府及朝鮮臺灣兩總督府の政府委員の出席を求めましたのであります、而して本建議の大要、食糧の獨立、自給自足の必要、國家生存上最も緊要なることは申すまでもございませぬ、然るに我國の主要食糧たる所の米穀は朝鮮、臺灣よりの移入米を除きて、尙ほ年々二百萬或は三百萬石の、外米の輸入に待たざるを得ざる有樣であります、而して將來我國の人口增加率は、十年後に於きましては八百六十萬餘、又二十年後に於きましては千八百六十萬人餘、又三十年の後に於ては、三千九百萬人餘の推定增加となるのであります之に伴ふ所の米の不足は、十年後に約一千萬石、二十年後に於きましては二千萬石、三十年後に於ては三千二百萬石を算するのでありまして、政府は此重要なる食糧問題解決の方策と致しまして、開墾助成法を制定し、向ふ十箇年の間に、田畑合せて二十五萬町步の開墾を爲さんとして居ります、又耕地整理法を改正して、十箇年の年期を二十箇年に改めると云ふやうな、それ〴〵年數を改めまして、開墾者の便宜を圖ると云ふやうな有樣でございまして、多大の苦心を爲して居るのであります、然るに是は誠に國家の爲め慶ぶべき事でありまするが、併ながら此計畫は唯々內地のみに止りまして、天與の米產地たる所の、朝鮮、臺灣に及ぶものでないのであります朝鮮、臺灣は、申すまでもなく帝國領土內に於ける最も有望なる米作地でありまして尙ほ產米增殖の餘地が、非常に多いのであります、現に朝鮮には水田百五十萬町步の中百二十三萬町步は天水を待ちて收穫をせぬければならぬと云ふやうな事でございまして僅に三十萬町步が、所謂水利の便を得て居ると云ふやうな有樣であるのでございます、之を內地同樣灌漑の設備を普及すれば、數百萬石の增收を得られる事でありまして其他未開墾地及畑地の水田と化し得べきものが、約五十萬町步であります、之に依つても數百萬石の增殖を得られると云ふ事は、明かなる事であります、其他朝鮮には金肥の使用が行渡つて居りませぬからして之を獎勵しても多大の增收を得られるのであります、又臺灣は糖業政策に最も重要な土地でありまするからして朝鮮と同樣には參りませぬのでございまするが、併ながら是亦多大の餘地かありまして、增收を圖る事が出來るのであります、故に本案に對しまして政府の意見を聽きました所が、政府は孰れも贊成を表しまして、臺灣總督府民政長官の下村君抔は、財政の都合が許せば、大正九年度に於ては、約十五萬町步の水利灌漑設備の計畫を實行したいと云ふことを述べられた位であります、故に委員會に於きましては、本案は帝國食糧問題解決策でありまして、最も重要なる事で、植民地に於て產米增殖の方策を立つるに就ては、中央政府と能く協調を保ちまして、之に要する經費の支出に付ても、貧弱なる所の植民地の特別會計に委ねて置くと云ふことは、甚だ遺憾な次第でございまして、十分に此目的を貫徹致しまするに付きまして政府の所見を聽きまするに、更に大に考慮を盡すべしと云ふことでございました、唯々本案審査に當りまして總理大臣、農商務大臣等の出席を求めて、十分なる意見を聽きたいのでありましたが、何分會期切迫の場合でありまして、貴族院等の都合がありまして、出席を求めることが出來ませなんだやうな事でありました、是は大に遺憾とする次第でございます、併し右申述べました通りの次第でありまして、此植民地の米作の增殖を圖ると云ふことは、最も必要なる事でありまするが故に、委員會は以上申述べました如く、愼重審議を重ねたる結果、內地、植民地を通じて、產米の增殖に付て徹底的に政策を確立するの必要を認めましたので、全會一致を以て可決致しました次第でございますから、本會も亦滿場の御贊成を希望する次第でございます、尙又農業政策に關する建議も同一委員に付託致されましたことでありますが故に、此委員會の經過を御報告致しますでございます、食糧問題を解決するに付きましては、開墾助成法とか、或は耕地整理等が必要なることは、申すまでもない事でありまして、新に計畫を立てると云ふことは、それ〴〵政府も提案等を致されましたことでございますけれども、併ながら從來既に開墾し居る所の完全なる耕地に對しまして、其利用を圖ると云ふことは、最も生產增殖に付て必要であります、然るに農業政策に關する建議の要點は、農業勞働者の增加の方法を講ずる事、それから農業上の發明者及篤志者を獎勵する事、肥料の廉價購入の方法を講ずる事、牛馬耕を獎勵し農業用牛馬廉價購入の方法を講ずる事、耕地排水灌漑整理を更に大に獎勵する事と云ふのが、本建議案の項目でありましたが、委員會で意見を鬪はしました結果、病害蟲豫防驅除方法の改良を講ずる事等が最も必要であつて、政府委員に其意見を確めました所が、此問題等に就きましては、政府は從來それ〴〵改良の方法を講じて居る次第である、併ながら委員會に於きましては、未だ十分ならざるものと認めましたるが故に、此箇條に就きましても最も政府は考慮を費されまして、十分の發達を期せられんことを希望すると云ふことの方針で、本案も委員會は全會一致を以て可決致しましてございますから、どうか本會に於きましても滿場御贊成を希望致します、此段御報告申上げます。

○岩崎勳君　日程第一は、委員長報告通り可決せられんことを望みます、日程第二は委員長報告通り、即ち委員會に於て修正議決の通り、可決せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　岩崎勳君の御意見に御異議は無いと思ひます、仍て二案共委員長報告の通りに可決致しました――日程第三、竹林の病害研究に關する建議案を議題と致します、委員長鵜澤總明君。

第三　竹林の病害研究に關する建議案(川崎安之助君外一名提出)(委員長報告)

○法學博士鵜澤總明君　議長――此席より說明を致したいのでありますが、御許可を願ひます。

○議長(大岡育造君)　許可致します。

○法學博士鵜澤總明君　此案は昨日報告を致しましただ工業原料植物研究所に於きまして、大體病害等の詳しい調査をする――研究をすると云ふことが一面にあります、他の一面に於きましては、農商務省に於きまして、本年の林業獎勵の豫算の中で、約一萬四千圓位は竹林の獎勵に廻すことが出來ることであらう、其意味に於て、成るべく建議者の意思に副ふやうに致したいものである、斯う云ふやうな政府の答辯でございまして結局は昨日報告の案に含んで居ると云ふことになりまして、決議をすることを要しない、斯う云ふことを委員會全會一致を以て決議を致しましたから、此段御報告致します。

○岩崎勳君　議長。

○議長(大岡育造君)　岩崎勳君。

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、本院に於て既に工業原料植物研究所設置に關する建議案を可決したる結果、議決を要せざるものと決定せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議が無ければ、委員長の報告の通り決議を要せずと決しました――日程第四發電用水利權の法規制定に關する建議案を議題と致します、委員長中倉萬次郎君。

第四　發電用水利權の法規制定に關する建議案(石原正太郎君外一名提出)(委員長報告)

〔中倉萬次郎君登壇〕

○中倉萬次郎君　御報告致します、此發電用水利權の法規制定に關する建議案、是は委員會に於きまして、修正可決すべきものと云ふことに決しました、此委員會を開きましたこと二回――二日に亘つて、委員中より精細に質問應答がありました、內務省に關係する政府委員、遞信省に關する所の政府委員の出席を求めて、數回の質問應答がありました、一々之を御紹介することも洵に困難でありますから、追て速記錄で皆樣に御承知を願ふことに致しまして、其四五の質問應答の要點だけを申上げやうと思ひます、其質問の主なるものは、中央の方針が地方長官より徹底して居らないことがある、其等の點に就ては、今後十分注意をして貰ひたい、それは質問の中で、先づ要求注意と云ふやうな意味を含んで質問がありました、之に對しては政府に於ても、大體に就ては今後尙ほ一層注意すると云ふやうな意味の答辯でありました、第二は府縣地方廳に於て、此水利權の出願に付て往々數日――數月或は數年の間此願書の處理を延引致しまして、出願者は非常に迷惑を生ずるのみならず、此國家的事業の發電――電氣事業に付ても、非常に不利益を與へる事が多いから、是も成べく速に處理の出來るやうな方針を執つて貰ひたい、又其中には此出願に對して、其地方町村の意見を問ふ場合に當つては、其町村に於ては、水利其他の關係上、實際差支の著しきものでないものに限

つても、相當な答申をしないと云ふやうな弊害もあるのであるから、是等の點に就ては、其意見を徵せずして處理すると云ふやうな事は出來ぬだらうかと云ふやうな質問も起りました、それに對しては政府の方でも、其地方の利害等に就て調査すると云ふ事は必要であつて、是は無視することは出來ないと云ふやうな意味の答辯もありました、其次には此競願の場合――競願の場合に色々此權利が纏綿致しまして、或は甲に許可すべきものを乙に許可すると云ふ弊害もあるやうに認める、之に就ては政府は此願書の順序に依つて、許可すると云ふ方針を執つて居るか、其實際の事實に就て質問がありましたが、御承知の如く此出願に對しては、先願權に許すと云ふやうな確然たる法規が出來て居ない、工業法の如き其願書の先後に依つて許可すると云ふことではないが先づ其實際出願者の事實を調査致しまして、同じものであるならば、先願の方に許可すると云ふやうな方針を執つて居ると云ふ意味の、答があつたのであります、それから發電用の土地收用のことに就ても質問がありました、是は國家事業である、發電事業は國家的事業であれば、成べく土地收用法の例に依つて、之れを處理するやうなことにして貰はなければ、其土地の狀況に依つて色々苦情が起つて、此事業の發展を妨ぐると云ふことが往々あるのである、之を土地收用法に依つて處理するやうなことは、出來ないかと云ふやうな質問もありました、是は此電氣事業は、國家的事業とは云ひながら、公共的事業とは申しながら、全然此電氣事業を以て、公共的の事業、國家的の事業と云ふことにのみ取扱ふと云ふことは到底六ケ敷い、總て此問題を土地收用法に依つて處理すると云ふことは、困難であると云ふやうな意味の答があつたのであります、地方自治體に許すと云ふことはどうかと云ふ質問もありましたが、是は場合に依つては自治體に許すと云ふことは、差支ないと云ふ意味の答があつたのであります、それから是まで電燈會社の其事業に對し其地方に對する所の往々不始末な事もあるのである、此等に就ては十分今後取締をして、さう云ふ弊の無いやうに實行致させることにして貰ひたいと云ふ、是も希望同樣の質問であります、それから外國人に、成べく許可を與へないやうにすると云ふやうな意味で質問もありましたが、全然此所で外國人に許可せぬと云ふ明言をすることは出來ない、併し成べく注意をすると云ふ位の答辯があつたのであります、此發電用水利權の制定に付きましては、隨分此以外にも質問應答もありましたが、政府の方で申される所では、唯々此制定は、發電用のみに限つて法規の制定をすると云ふことは、少し困難らしき答辯があつたのである併し大體の此水利法と云ふことに就ては、既に調査に著手を致して居る、追々此調査が完全に出來上れば此法規を制定する積りである、此水利と云ふ問題に就ては、單に發電用其他のみならず、灌漑用水等に最も關係が多いのである、全般に涉つて此水利法と云ふものは制定しなければならぬと云ふ意味の答辯がありまして、委員會は種々審査討議を盡しました上に、先刻申上げたやうに修正可決すべきものと決しました、其標題の修正を一寸御紹介致しますれば「發電用水利權の法規」と云ふ九字を削りまして「水利法の」と云ふ四字を加へました、此全文は「水利法の制定に關する建議案」、斯う云ふことに致しますれば、此水利法の全體に涉つて、完全なる法規を制定して貰ふと云ふことになれば、或は灌漑水其他の事に就ても、差支が後日生じないと云ふことになつて宜からうと云ふ南澤君からの修正動議が出まして、政府の方にも此修正に就ての意見を質しました所が、斯の通りならば、或は內務省の管轄、農商務省の管轄、遞信省の管轄と云ふ、總てを網羅して此法律を制定すると云ふことになれば、將來大に便利であると云ふ意味に於て、政府は全然此修正に同意をされたのであります、以上申上げる如くに致しまして、委員會は滿場一致で修正動議を可決することになりましたのであります、此段御報告致します。

○岩崎勳君　本案は委員長報告通り、即ち委員會に於て修正議決の通り可決せられんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て委員長報告の通り決しました。

○天春文衞君　是より產業組合法中改正に關する建議案、外二件の委員會を開きたいと思ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○小橋藻三衞君　是より國有林野を地方自治體に下付の建議案の委員會を開きたいと思ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します――日程第五、本邦基礎工業の保護に關する建議案を議題と致します――委員長井上角五郎君。

第五　本邦基礎工業の保護に關する建議案（田中隆三君外一名提出）（委員長報告）

〔井上角五郎君登壇〕

○井上角五郎君　本邦基礎工業の保護に關する建議案は、時日切迫の折柄でございまして、昨日一日を以て其審議を遂げ、之を可決致しました、戰後基礎工業が一般に急激なる打擊を受けて居るに對しましては、政府は相當なる考慮を用ゐまして、之が救濟を爲し、之が維持を爲して、自給自足の本旨を貫かしむることに對しては、十分なる誠意を持つて居るものと私共は認めましてございます、又吾々は提出者田中君の說明を聽きまして、尙ほ民間當業者が或は公に發表し、或は其筋へ請願致して居る所の書類を參酌し、先づ基礎工業なるものは果して何であるかと云ふことに就きまして、即ち申上ぐるが如く時日切迫の折柄でございますから鐵、亞鉛、染料、曹達此四點に限つて十分なる調査を致しまして、戰後の變動は中々に急激に來つて居ります、さうして今尙ほ其變動の最中であります、殊に歐洲に於て講和會議が開かれて居りますが、此講和會議の結果は、直接に又間接に經濟狀態に影響する所のものが多いのであります、今日果して是等基礎工業の製造費用が幾何であらうか是等基礎工業の市價が幾何であらうか、外國の製造物品は忽ち殺到して、我國に輸入せらるゝに至るであらうか、又其需要は戰時に於て非常に增加したのであるが、果して幾何の減少を來すであらうかと云ふことは、恐くは當業者に於ても十分なる見込は立ちませぬ、政府に於ても尙且つ其見込が立たぬのでありまして、政府は今申上ぐるが如く、救濟に對し、又維持に對して、十分なる誠意を持つて居りまするけれども、之を果して如何にすべきかと云ふ事に就ては、未だ十分なる方針を決定するに至らぬと云ふことは、吾々に於ては強ち無理ならぬ事であると認めたのであります、鐵は政府に於ては、現に出來得る限り之れを買上げて現在市場にある所の所謂停滯貨物に對して、救濟を施して居ると云ふことを言明致しました、其の他此の現在停滯して居る貨物の救濟に付いて所謂一時的の手段は各方面に亘つて攻究をして居るのであつて、出來得るだけ之をやつて見たいと云ふ希望を持つて居ると云ふことを言明致しました、又此際、鐵、染料に對しては、必ずしも海關稅改定に反對するのではない、現に海關稅制定のことに就ては調査を致して居る、併しながら此の海關稅制定と云ふ時代に、常に製造者の利益を考へるのみならず、需要者の利益をも考へなければならず、殊に講和會議の結果が、各國間の關稅政策に向つて如何なる有樣に立至るかと云ふことも考慮しなければならぬから、強ち反對を表するものではない、十分なる調査をして居るけれども、今直ちに之を實行すると云ふ場合には立至らぬと云ふのであります、就中染料に付きましては――我國に於て鐵、銅の製造の獨立を得ることは言ふまでもないが、染料に至りましては、其材料も我國に現在して居るし、又今日までやつて來た所に於て見れば、從來之を維持して、即ち獨立なる我國の物產となることは見込が十分であるから、政府に於ては保護會社に命令し、保護會社を監督して、保護會社と保護會社以外の民間の事業者と競爭せしめず、能く其一致を保たしむるのみならず、保護會社をして、成べく原料、或は之に僅に準備を加へたる半製品を民間の染料會社に供給して、之をして完成せしめ、保護會社と保護會社以外が調和を保つて、共々に發達して、行々は我國の一の物產となることを期して居ると云ふのが、政府委員の言明でありました曹達に至りましては、所謂曹達灰又苛性曹達共に見込を持つて居る、曹達灰の製造は、是まで試みて度々失敗をしたが、今に於ては餘程見込のあるものになつて來た、苛性曹達に至りましては、それに附帶して酒粉も出來、殊に電氣分解の方法が十分進んで來たから、必ず我國の化學工業品の基礎となつて、是亦一の物產となり得ることを信じて居るから、差向の所其原料たる鹽が、到底內地の鹽では、如何にしても安く之を供給するの途が無いから、農商務省に於ても、大藏の當局に於ても、關東州若くは臺灣又朝鮮に於ける製造の鹽を安き、運賃を以て輸入して、成べく總ての費用を掛けないやうにして、之を當業者に安く賣渡すの方法を攻究して居ると云ふことが、當局者の言明であります、最後に斯く一時的の救助を爲し、斯く永久的の救助に向つて考慮を煩すのみならず、製造は要するに製造費を安くするのが何より必要であるから、其材料に向つては十分な

る注意を拂ひ、殊に政府の力で許す所のものは、最も其材料を安くするに努める、例へば砂鐵業者の要する木炭、此木炭は山林の木を伐つて燒くのである故に砂鐵業者が要する所の木炭の原料たる山林の如きものは、之を安く拂下げるの方法を執る積りである、又汽車の運賃――各種の製造工業に向つて、固より汽車の運賃の安いことは要するけれども、殊に基礎工業に向つては、汽車の運賃を安くすると云ふ方法の如きも、方に考慮して居る所であつて、是が實行をやつて見たいと思つて居ると云ふことは、政府當局の言明する所でありました、要するに大體に於て本邦の基礎工業を保護して、其今日の窮狀を救ひ其維持を圖つて、是等鐵、亞鉛、染料、若くは曹達の如き物の自給自足を圖つて、共に我國の一の獨立なる物産となることを期するのは、政府に於て最も注意する所であると云ふことの言明でございました、斯樣なる意味を以て私共は本案を賛成し、滿場一致を以て可決したる次第でございます、此段を御報告致します（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は委員長報告の通り、可決せられんことを望みます。

〔「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　本案は別に異議無きを以て、委員長報告の通り可決したることを宣告致します――日程第六小松島港改良修築に關する建議案を議題と致します――委員長政尾藤吉君――委員長不在のやうでありますから、理事河上哲太君

第六　小松島港改良修築に關する建議案（原田佐之治君外一名提出）（委員長報告）

〔河上哲太君登壇〕

〔拍手起る〕

○河上哲太君　本案は嘗て提出者が本議場に於て說明致しました如く、德島縣小松島港は、海陸の連絡港として、將來大に改修改良すべき必要があり、現在に於ても四國及本土の海陸連絡港として、四國に於ける有數なる港でありまするからして、將來の爲めに國費を以て之を改修し、少くとも現在に於て、成べく早く鐵道院の船車連絡に必要なる設備を國費を以て爲し、小松島驛の沿岸の護岸工事、「プラットホーム」、上屋の建設を致しまして、四國本土の交通の便宜を圖られるやうに希望すると云ふ案でございます、會期切迫の間でありましたからして、僅に昨日一日を以て決定を致したのでありますが、皆樣の御援助に依り、御賛援に依りまして――四國は元來國家事業として疎外され、或意味に於ては繼兒扱をされて居りまして、交通機關と云ひ、教育機關と云ひ、殊に四國には、一港も國庫の支辨に依りまして改修致して居る港無く、一つの開港場が無いと云ふやうなことは、今日當局の大に同情を致して居るやうな鹽梅でありまして、政府委員に於きましても此趣意に賛成し、或る方面の如きは繼續的に申したのでありますが、直ちに實地調査を致しまして、此港の改修の事に就ても十分力を盡して見たい、但し時期はまだ言へぬけれども、趣意に於て賛成致すのであると云ふやうな說明がありましたから、委員諸君も最も熱心なる希望、即ち成べく早く此案の趣意を貫徹するやうにと云ふ希望を以ちまして、全會一致を以て可決致したのでありますから、皆樣に於ても、どうか全會一致此案に御賛成あらんことを希望致す次第であります。

○岩崎勳君　本案は、委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

〔「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　本案は別に御異議も無いやうでありますから、委員長報告の通り可決したることを宣告致します、此際陸軍大臣より、西伯利の近況に就て發言の通告を求められました、之を許可致します――陸軍大臣。

〔國務大臣田中義一君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（田中義一君）　私は此會期切迫の折柄、皆樣に最近に於ける西伯利の狀況を御報告して置くと云ふことが必要だと心得ます、尤も過日「西伯利出兵經過の概要」と云ふものを印刷に付しまして、皆樣の御手許に差上げてあります、御承知の事と存じますから、其後の經過を概略申述べやうと思ひます、併し是も後刻印刷に附して、且つ軍隊行動の迹を圖の上に示して、皆樣に印刷物を配付致すことに致して置きましたから詳細の事はそれに就て御承知を願ひます、昨年八月我軍が西伯利に出動致しました以來、我軍の行動は皆樣御承知の通りに、極めて迅速に進捗致したのであります、所謂一瀉千里の勢を以て、獨墺勢力を背景として居る所の過激派は掃蕩せられて、之が爲めに過激派は各地に分散致し、其の大部分は我軍の攻擊乃至は包圍に抵抗することが出來ずして、遂に大部分は「ブラゴエシチエンスク」及其附近に潛伏して一時全く沈默致したのであります、是に於て總ての我軍の西伯利に於ける行動又之に關聯しまして、政務及運輸交通の業務は、之を統一せしむる必要があります爲めに、一切之を全部浦潮派遣軍司令官の指揮下に入れたのであります又是と共に後貝加爾州に出動して居ります第三師團北滿洲に居ります第七師團も、共に浦潮派遣軍司令官の指揮下に入れたのでありますが、更に此統一指揮の系統を明にすると共に、其際我が軍事行動の方針をも確定せしむると云ふことの必要があつたのであります、此目的の爲めに、軍司令官をして漸次兵力を重要な地點に集結させて、此力に依つて其附近の地方の治安を確實に保持せしむると云ふことを、大體の方針としたのであります、又此軍隊の駐在して居る地點以外に發生しました所の、過激派の蠢動に原因する騷擾に對しましては、我軍は自衞上已むを得なかつたならば、成べく露國の官憲に之を鎭定せしめ、好んで自ら手を下すことのないやうに致したのであります、去りながら露國の官憲の力が足らぬと云ふ場合には、此軍隊は之に抵抗する所の處置を執らなければならぬ、是が即ち其當時に於ける軍事行動の方針であります、言ひ換へますれば我軍事行動の方針は、露國の穩健分子を援助して治安を維持すると云ふことが、一般の方針と申して宜しいのであります、然るに一度潛伏乃至は散亂致しました所の過激派は、何時か隱微の間に再擧の計畫を企てたのであります、此計畫の内容は、或る方法に依つて書類を手に入れて調査致しました所が、隨分組織的に計畫をされて居つたやうであります、先づ同主義の代表者を各村落に置きまして、又必要な地點には其代表者を支配する所の支部を置いたのであります、さうして密に軍隊を「トロツキー」の名を以て召集をした、又丁度此際日本軍の爲めに四散潛伏して、居つた所の過激派に屬して居る兵卒は、衣食に窮した爲めに三々五々密に集合したと云ふことも分つて居つたのでありますが、此形勢は日を逐うて漸次不穩の狀態になつたのであります、遂に過激派の首領たる「ムーヒン」是が「ブラゴエシチエンスク」を根據と致しまして、日本軍の「ブラゴエシチエンスク」附近に於ける所の守備隊を、掩擊をしやうと云ふことの計畫をして居つたことも分つたのであります、此計畫が日本軍に偵知致されましたのは、即ち一月十日に三四百の過激派兵が「ムーヒン」の統制に從はずして、勝手に「アレキセーフスク」附近の日本軍の少將が居ります「マザノフ」と云ふ所の村落に於て、日本の守備隊を襲擊したので、此襲擊を致したと云ふことが、即ち彼の所謂手違であつたものと見えて、之に依つて彼の計畫が暴露されたのであります、此際には各所に潛伏して居りました不良の徒が漸次集合致しまして、農村の農民を掠奪する、種々な甚だ容すべからざる行動を恣にすると云ふやうな狀況になつたのであります、然るに丁度此際御承知の通り、巴里會議に於て「プリンス」島に露西亞の過激派の代表者を招致すると云ふことの問題があつた時であります、是が端なくも過激派の行動を、昂奮させると云ふことの狀態に導いたかのやうに思はれるのであります、中には亞米利加が過激派を援助するものであるかの如くに、又此誤解をした者もございます、又誤解を眞實らしく傳播したと云ふ事もあります、是に於きまして陸軍當局は、此軍司令官に、苟も日本軍の守備する地方の治安を攪亂する目的を以て、兵器を以て我軍に抵抗する者は之を抑壓せよと云ふ趣旨を與へたのであります、然るに敵は益々兵力を集結致しまして、遂に我軍の守備地を犯し、或は鐵道を破壞し、乃至は電線を切斷して交通を遮斷する抔と云ふ行動を執りまして、漸次我守備軍を脅迫すると云ふことの行動に出たのであります、然るに露西亞軍の力は、到底之を制壓することが出來なかつたのであります、又其力も足らなかつたのであります、そこで第十二師團長は唯今申述べました方針に基づきまして、此際彼等に大打擊を與へなかつたならば、到底此黑龍州の治安を維持することが出來ないと云ふことに考へたのであります、それで「ブラゴエシチエンスク」附近の守備隊をして、露國の黑龍哥薩克から成立つて居る所の黑龍州大隊と云ふものがあります、此黑龍州大隊と協同を致しまして、此附近の過激派を掃蕩すると云ふ行動を執つたのであります、此軍事行動の大要を申述べます、二月上旬以來「ザイタヤ」と云ふ村落の附近に蜂起致しました所の過激派は、此良民に危害を與へ、乃至は掠奪をし、或は守備軍を襲擊せん

とする所の狀況が現れたのであります、此報告に接しました爲めに、第十二師團の高橋枝隊は「ブラゴエシチエンスク」の山田少將の率ゆる枝隊の一部と協同を致しまして唯今申した所の過激派を諸處に於て掃蕩に從事したのであります、就中十七日に於きましては、堀枝隊は「アンドレーフカ」と云ふ村の附近に於て、約五百の敵と衝突をしたのであります此衝突が時間は僅かでありました、僅二時間でありましたけれども、此短時間の衝突は又極めて激戰であつたものと見えまして、遂に過激派に多大の損害を與へて、彼は約二百の屍體を此戰場に遺棄して退却致したのであります、又我が枝隊も堀少佐以下將校五名、士卒以下四十名の死體を此際生じたのであります、是に於て「ブラゴエシチエンスク」の守備隊長たる山田少將は、此過激派の狀況が容易でないと云ふことを察知致しました爲めに、速に彼等を掃蕩して、後患を除かなくちやならぬ、又露國の良民をして、我帝國軍の保護の下に安堵せしむると云ふ方法を執らなかつたならば、治安を保持するの責任を全ふすることは出來ないと云ふことを考へまして自分の手に握つて居ります所の主力を擧げて、掃蕩に從事したのであります、是が「ブラゴエシチエンスク」を出發致しましたのが二月二十日であります此山田枝隊の出動を見まして、過激派の軍は逐次北の方に退却を致しましたが、兎に角此退却をする敵を追擊致しますのには、極めて猛烈なる追擊を致しました爲めに、到底敵は各處に停止することが出來ないと云ふ狀況でありました、而して二月の二十四日には、此山田枝隊は「アレキセノフスク」と云ふ處に達したのであります、折柄第十二師團長が「ハバロフスク」から新たに派遣致しまして田中少佐の率ゆる所の二中隊より成る大隊は、之を山田少將が「イフタ」と云ふ處に差遣をして、而して自分は敵を急迫する此田中の大隊を以て敵の退路を遮斷させたのであります、是に於て敵は所謂進谷退まる難境に陷りましたる爲めに、此田中の大隊の方面が兵力が少なくありましたから、全部此田中少佐の大隊に向つて、即ち二中隊より成る小部隊の方に向つて脫出を計つたのであります、所謂窮鼠反つて猫を咬むと云ふ狀態であつたのであります、此際田中の率ゐて居りますものは、約十倍の敵に對して奮戰を致したのでありまする、が彼には始終用ゐて居りまする權を、雪中のことでございますから之を利用した爲めに、遂に此十倍の敵に包圍をされまして、全隊殆ど戰死を遂げると云ふやうな、實に悲壯痛烈な狀態になつたのであります、此時に負傷をして（生命を取留めて居つた者は僅に九名であります、後とは皆な戰死を致したのであります、大隊長が自刄を致したと云ふのが即ち此時であります、それから敵は田中大隊と交戰を致しました後に、更に退却の方向を轉換して、東北方の方へ向つて退却を致しました、高橋枝隊の追擊が猛烈なる爲めに、非常な困窮の狀態に陷りまして、遂に三月二日に「ハバロフスク」と云ふ處に達したのであります、此處で又「ボチカレオ」と云ふ方向から前進をして來ました高橋大佐の指揮して居りまする一部と、それから高橋少佐の引いて居りまする所の枝隊とに、更に挾擊を受けたのであります、兩方から所謂挾擊に遭つたのであります、此戰鬪は又極めて激烈であつたものと見えまして、遂に此過激派が屍體を其戰場に棄置いた數が約五百であります、而して山田少將の率ひて居ります隊は、尙ほ屈せずに敵を追擊致しまして、三月十日に「ブレーヤ」と云ふ處に達したのであります、此時に第十二師團長が送りました所の增加隊、第三師團長が送りました所の增加隊と、さうして航空隊と倂せ指揮しまして、更に鐵道線に沿うて北の方に退却する敵を急追を致して居りますが、此急追の爲めに、敵は有ゆる手段を講じたのであります、殊に此の停車場を破壞する、鐵橋を燒落す、乃至は村落を略奪する、或は靑年を拐帶する、乃至は婦女を辱しめる、實に暴虐なる行動を執つて退却をしたのであります、去りながら我軍の急追が激しい爲めに、遂に今日は到底日本軍に抵抗することは出來ぬと云ふ狀態になりました爲めに、士氣が頗る衰へて、今日は又三々伍々形を變じて鄕里に歸ると云ふやうな狀態であります、此狀態に在りまするから、多分日ならずして此附近の過激派は鎭定することゝ信じます、殊に此首領でありました所の「ムーヒン」は、三月八日に露西亞軍の手に捕へられて、遂に銃殺されたのであります、先づ此所で此附近の過激派の暴動は、是で一段落であらうかと考へられます、右申しました通りに、我軍は疾く過激派の計畫を偵知致しました爲めに、此防遏手段を適時攻究を致しまして、之が爲めに彼の計畫が挫折せられたと云ふことは、洵に幸福であつたのであります、併し我が軍隊の行動致しました區域は、約百里に亘つた行動を執つたのであります、此間寒氣を冒して、隨分難戰苦鬪を致したのでありまするが、克く困苦缺乏に耐へて奮戰努力したと云ふことは、我軍の行動として、洵に稱讚に値する事だと思ひます（拍手起る）そこで昨年の夏以來各處に轉戰を致しまして、帝國軍の威武を發揚致しました所の第十二師團が今日まで執りました行動は、實に軍隊としても勞苦多大なことだと思ひます、近く第十二師團は他の師團と交替させて、之を內地に歸還せしめると云ふ考を持つて居ります、又第七師團は、既に駐屯致して居りますること二箇年に亘つて居ります、此第七師團も亦近く京都の第十六師團と交替をさせて、內地に歸還せしむる考であります、第三師團は比較的に出動の時期が後でありまして、又第十二師團程直接戰鬪に從事して居りますると云ふことも少いのでありまする爲めに、是は暫く此儘に致して置く積りでありまするが、去りながら本年の冬は、彼地に於て復た冬營をさせると云ふことには參りますまいと思ひまするから、冬季前に之をも交替させると云ふ積りで居ります、今回の戰鬪に於きまして我軍の死傷者は、戰死者が三百一名、負傷者が百五十八名であります、尙ほ先刻申しました如く、書類を差上げまするから、而も此軍事行動の迹は圖に記述してありまするので是と引合せて御覽下さいましたならば、詳細の事は御了解下さることゝ存じます、序に申述べて置きまするが、今回「ブラゴエシチエンスク」附近に起つた所の過激派の兵數と云ふものは、的確には能く分りませぬが、少くも三千以上の兵力であつたと斯う認めて居ります、此敵に對して、百里の地域內に亘つて是が掃蕩に從事致しました、我軍は、約一千六百の數でありました、此際序に申上げて置きまするが、今日我軍の守備して居りまする所の戰線の長さは、約四千哩に亘つて日本軍隊が配置されて、而も其地方の治安を是で維持して居ると云ふ狀況であります、四千哩と云へば日本の里數で約千五百里であります、隨分廣い土地に我が軍隊が配置してある次第でありまするが、之に依つて治安が維持されると云ふことは、隨分我が軍隊の行動としては、苦難な事であると云ふことは御推量を願ひます（拍手起る）

○加藤定吉君　陸軍大臣に質問があります。

○議長（大岡育造君）質問ならば午後の會議に於て外務大臣の出席發言の通告もありますから、其上に爲さつては如何ですか

○加藤定吉君　それで宜しうございます。

○議長（大岡育造君）今日は午後も開きますが、暫く休憩致します。

午前十一時四十一分休憩

午後一時二十九分開議

○議長（大岡育造君）報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一今二十六日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員兒玉右二君提出滿蒙懸案地經過、西伯利の現狀及議員の政治道德に關する質問に對する答辯書

大正八年三月二十六日

内閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員兒玉右二君提出滿蒙懸案地經過、西伯利の現狀及議員の政治道德に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員兒玉右二君提出滿蒙懸案地經過、西伯利の現狀及議員の政治道德に關する質問に對する答辯書

一帝國政府は露國民現下の窮狀に對し深厚なる同情を有し一意同國民か速に有力なる政府を樹立し秩序と平和を享有するに至らむことを希望するものにして之か爲露國內政干涉に亘らさる範圍內に於て應分の助力を同國民に寄與せむとすと同時に人道上の見地よりして西比利亞住民の窮乏を救濟する爲生活必需品の供給並醫療其の他の救助に努力しつゝあり西比利亞の現勢に付ては尙ほ過激派等時々地方の治安を紊るか如きことあるを豫期せさるへからす此の情勢に對應する爲には現在派遣軍の兵力を必要なりと認む尙ほ形勢の變化に伴ひ兵力を增減することあるへし

一議員の政治道德に關しては答辯するの限に在らすと認む

右及答辯候也

大正八年三月二十六日

内閣總理大臣原　　敬

外務大臣子爵内田康哉
陸軍大臣　田中義一

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に揭載す〕

一今二十六日委員長及理事互選の結果左の如し

國有林野を地方自治體に下付の建議案委員
委員長　澤　來太郎君
理事　小橋　藻三衛君

癩患者の救濟に關する建議案委員
委員長　河野　徹志君
理事　土屋　清三郎君

部落改善に關する建議案委員
委員長　福井　三郎君
理事　中川　鄰之輔君

○議長（大岡育造君）　是より會議を開きます、内田外務大臣より發言の通告があります、之を許可致します。

〔國務大臣子爵内田康哉君登壇〕
「拍手起る」

○國務大臣（子爵内田康哉君）　去る二十日の本會議に於きまして、小寺代議士より外交質問がございました、當時總理大臣も私も差支がありまして、親しく本席に出まして、其當時御回答致すことが出來兼ねましたのは洵に遺憾に存じます、併し其差支のあると云ふ事に對しては、質問者の御了解を得たことゝ存じます、尙ほ其節の御質問は、質問趣意書の御提出がありませぬ故に、的確に御質問の點を知ることが出來ませぬけれども、議事速記録に依りまして略々御質問の趣を知ることを得まして、それを書上げまして、尙ほ御質疑の日より大分日數が經つて居りますから、今日唯々御答辯だけを申しましても、或は趣旨が明瞭でないかも知れませぬから、多少繰返す點もございますし、且つ自問自答の嫌もありますけれども、先づ御質問の點を、私が斯くあるであらうと云ふ點を申上げまして、之に對する御答辯を致したいと思ふ、第一の御質問の點は人種的差別待遇問題、それを三項に分たれまして第一項は「國際聯盟上人種的差別待遇に關し政府は如何なる種類の提議を爲せるや、此事實如何」、第二は「政府は一たび提議せんと決したる以上は飽までも是が貫徹を期するの確信ありや」、第三は「右提議に先たち政府は英米兩國の如き特殊の關係ある政府と豫め隔意なき協議を遂げて遺憾なき豫備行動を執りしや否や」、是が第一問と認めましてございます、之に關して御答を致します、で政府は國際聯盟の根本原則が世界永遠の平和を維持致しまして、平等正義の觀念を實現するに在る點に鑑みまして、人種の相違に基つく、各聯合國内に於ける法律上の差別待遇を撤廢する趣旨を明に致しますることは、此國際聯盟をして、完全に且つ光輝あらしむることに極めて重要なることを疑ひませぬ、それ故に此趣旨を以ちまして、我が全權にも最初より訓令を致しました所があります、又我が全權も此訓令を奉じまして、巴里に於て行動を致して居ることと思ひます、然れども如何なる行動を爲し、又如何なる提案を爲し、且つ其等の事に就きまして、關係諸國と交際を致して居ります其成行經過、又は今後の方針に就て今日茲に言明致しまするとは、遺憾ながら其機でもなく、又國家の利益でもないと思ひます、抑々此國際聯盟の提議を大統領が致しましたことは、亞米利加が此世界の大戰に參加致しまする前でありまして、大正五年の末であります、此提議に對しましては、當時聯合國相談を致しまして、大正六年一月十日の米國大統領の提案に對して、全世界を通じて此平和と正義を保障致しまする國際聯盟の提案に對しては、滿腔の同意を表すると云ふことを回答してある次第でございます、是が抑々國際聯盟の起りました發端でございます、之に對して日本政府も無論此聯合國の一員として、滿腔の同意を表した次第でございます、で其後講和交涉を開きたいと云ふことを獨逸から申込みました時に、「ウヰルソン」大統領、即ち其時には亞米利加も交戰國の一員となつて居つた時でありまするが、所謂「ウヰルソン」大統領の十四箇條と云ふものが此講和條件の基礎を成した次第であります、其十四箇條の第十四條、即ち最後の條項に於て、此國際聯盟の事が提唱してある次第であります、それ故此十四箇條を講和の基礎と致しまして之を承認したる各國は、矢張此十四條にある國際聯盟に同意を表した次第でございます、政府に於きましては其當時より此國際聯盟が我國に及ぼします影響に對しましては愼重なる考慮を拂つた次第でございまして、無論此本文になつて居ります、人種的差別待遇問題の如きも考慮を加へたる次第であります、決して突發的に時々此問題に對して考を變へたと云ふやうなことは毛頭無い次第であります、左樣御承知を願ひたい、第二問の南洋諸島に關する問題であります、此問題に對する御質問の趣旨は、凡そ第二點で盡してあると思ひます、其第一點は「政府は南洋諸島領有問題に付大隈內閣以來の政策にして國民の齊しく希望措く能はざる此南洋問題を如何に處理せんとするか政府の講和會議に於ける所見如何」、第二に「國際聯盟案にして成立せんか南洋諸島領有案は全然否認せらるべきものゝ如し即ち所謂國際管理の下に委任統治を爲すに至らんとするものゝ如し政府は講和會議に於ける其進行の程度を國民に公開し之を說明するの意思なきか」、御質問の趣意は唯今申上げました點に在ることゝ存じます、本質問に對しまして御答を致しますが、此獨逸南洋諸島の處分は、矢張一般獨領殖民地處分問題の一部分を成して居るものと思はれます、それ故に此殖民地全部の處分が、如何にか決定することを待つより外はないことゝ思ひます其殖民地全部の協定は、勿論協商各國が協議決定を致す次第であります、然るに此國際聯盟條約の――固より是はまだ草案に過ぎない次第でありまする、委員會は通過を致しましたが、本會議に於て、單に報告に止つて居る次第でありまして、其後まで何等の此案に對して、協議を進めたことはありませぬ、其國際聯盟規約に依りますれば、獨領殖民地全部を特定國の委任統治にすると云ふ主義があります、其委任統治の主義と云ふものは、國際委員會は採用致しましたけれども、先刻申します通りに、是はまだ確定議に至らざる次第でございますから、今日是以上に申上げることは出來ませぬが、我が日本が今日占領して居ります南洋諸島に對しまする立場は、關係列強の諒解を得て居ることゝ思ひますからして、決して我國に取りて不利益になるやうな結果を來すことは、萬無きことゝ信ずる次第であります、尙ほ政府は何所までも我が國家の利益に鑑みまして、適當の處置を本問題に對して執る積りであります、唯々是までに於ける此問題に對しまする彼我の間に於ける交涉や、或は議事の內容に對しまして、講和會議の決議に依る外ないと思ひます、茲に自由に說明するの權を私は有して居る次第ではありませぬ、第三の御質問は、國際聯盟と日英同盟との關係、其御質問の趣旨は、政府は帝國外交の中樞軸たる日英同盟協約を廢棄する意思を以て、國際聯盟に贊成しつゝありや、將亦日英兩國政府は既に隔意なき交涉を遂げ、日英同盟協約を存續するの意思を以て、國際聯盟に贊成しつゝありやと云ふが如き御趣意と取りました、日本政府は最初より此日英同盟と國際聯盟が、徹底的に成就致します時のことを考慮に入れまして、其關係に就ては、從來愼重なる考慮を拂ひ來つた次第でございます、帝國政府の考に依りますれば、此國際聯盟の趣旨及目的に對しましては、先刻申上げました通り、去る大正六年米國の大統領に贊同の意を表しました以來、誠意之に贊同致して居る次第でございます、然るに此日英同盟と國際聯盟の趣旨を能く考へますれば、是は同一の事であつて、決して此趣旨の間に扞格する所はない次第と確信致します、啻に扞格せざるのみならず、寧ろ日英同盟の趣旨を確認するものと思ひまする次第でありますから、決して小寺代議士の御質問中にありました如く、此日英同盟の協約を廢棄しやう抔と云ふ意思を以て、國際聯盟に贊成して居る次第ではございませぬ、どうか左樣に御承知を願ひたい、第四の御質問は、國際勞働問題に關する御質問でございます、其御質問の趣旨は、「我が講和全權委員は常設勞働局の設置に同意したるものゝ如し此結果最低賃銀及勞働時間の制限を置くに至るへし歐米各國と同一の制限に依りては我が幼稚なる產業を保護して是か發達を期すること困難なるへし政府は之か爲め何等かの適當なる手段を執るの意思無きか」、國際勞働問題は、此の度の巴里會議に於ける國際聯盟に亞での重大なる問題と思ひます、且つ此問題は我國に對して最も特殊の關係、最も重大の影響を持つて居ることは申すまでもない次第でございます、然るに此國際勞働問題に關しまして、今日まで講和會議委員會に於ける議題となつて居りまするものは、國際常設機關設置條約案に關する事でありまして、未だ勞働法制の實質問題には立入つて居りませぬ、それ故に御質問の點に對して、唯今何等の御答を致すことも出來ませぬが、此問題は唯今申します通り、洵に我國に取りては特に重大なものでありますから、無論政府に於て勞働者の正當なる利益を保護せんが爲めに、適當なる施設を爲すに怠らざることは勿論の次第でございますが、我が工業狀態は歐米諸國に於きまする工業狀態とは、趣を異にして居る點がある、是は申

すまでもない事であつて、歐米諸國に於ても、此點は能く諒解をして居ること丶思ひます、隨て歐米に行はれたる通りの法制を我が帝國内にて行ふことは、甚だ六ヶ敷い點もあらうと思ひます、是等の點を考慮に加へまして、本問題に對しては、帝國政府は最も愼重なる態度を執る積りで居りますから、何卒此點に對しましても左樣に御諒解を得たいと思ひます、第五の御質問は「講和豫備會議に於ける極東問題に關する支那及日本委員の態度」是も二項に分れて居ります、第一の御趣意は「巴里會議に於ける支那委員の態度は外交上の慣例を破りて善隣の交誼に反する行動を敢てし是れが爲め日本委員は困却したりと云ふ政府は支那委員の態度を改むるやう支那政府に對し友誼的の勸告を與へたるや或は同委員の態度は何等の言葉を費さずして之を默視したるや」第二「山東問題が講和豫備會議の議題となりたる場合我が全權委員は何が故に先づ五大國の會議を開き日本の公明正大なる態度を辯明し右にて尙ほ不十分ならば支那委員を招き聽取する所あらさりしか」此二點でございます、此豫備會議に於きまして支那問題が共審議に上りましたる節、日本及支那委員の執りましたる態度に關する唯今の御質問は、其實は五大國會議に於て致されたものでございまして、其內容や經過に關しましては、遺憾ながら先刻來申上げました通り、此處で言明するを得ない次第でございます、唯々此會議に於きまして、日支兩國委員の態度に關しまして、歐洲に於ても亦東洋に於きましても、色々の誤報が傳はつた其中には恰も帝國政府が此事柄に關しまして、支那政府を壓迫して、巴里に於ける支那の全權委員の態度を、改めしめんとしたと云ふやうな誤報が傳はりました次第でございます當時支那方面に於ける支那新聞及英字其他の歐文新聞に於て、洵に激昂したやうな記事も揭げてあつたやうな次第でございますが、帝國政府に於ては、毛頭壓迫がましき事は致した覺がございませぬに依つて、洵に之を遺憾と思つて居りましたが、支那政府に於きましても同樣の感を懷いたものと見えまして二月十日には自ら進んで、誤報であると云ふことを說明を致しました、其說明の次第は當時の新聞紙に詳しく載つて居る次第でありますから、私が爰に喋々と辯ずるを俟たないこと丶思ひます、第六の御質問は西伯利出兵問題に關する御質問でございます、此點は三項に分れて居ります、第一は「西伯利出兵の目的如何」、第二「西伯利駐屯軍の必要兵數の準備如何」、第三「政府は如何なる時期まで東部西伯利に日本軍を駐屯せしむるの意思なりや」、此三點でございますが、西伯利出兵の目的に關しましては是まで私よりも亦他の大臣、又は政府委員よりも度々御答辯になり、又は說明として申上げた次第の通りでございまして、其當初の主要目的は、「チエック、スローヴァック」軍の救援するに在つた次第でございます、然るに其目的は先づ以て成就せられたと見て宜しい、然れども其目的が成就せられた故に直樣此兵を引揚げると云ふ譯にも參りませぬから、政府の最初の軍備的設備を改めて、秩序維持に十分なる兵數に之を減ずることになりました、詰まり日本軍が一旦占領をし、其地方の治安を保つ義務を負ひました以上は、之に代つて治安を維持する勢力が出現し來らざる中は、濫りに引くと云ふことは、我人民の利益保護に對しまして、又露國民、各國民の保護に對しましても、致し兼ぬる次第でありまするが故に、此秩序維持が露西亞國民に依つて十分に出來ると云ふ見据が付くまでは、兵數の多寡は別問題と致しまして、矢張之に當るの義務あるものと思ひます、其考よりして兵數を減じまして、今日では約二萬六千になつて居ります、で目下西伯利に於ける我軍の行動は、一に此治安維持を目的として居る次第でございます、固より毛頭露國の內政に干涉するが如き事は、我が方針ではありませぬ、然れども若し我が治安維持に對して妨害を與へる者がありますれば、之を討伐することは勿論の話でありまして、先般來過激派を掃蕩致しましたことも、此方針に出た事であります、尙ほ何時まで此西伯利に我日本軍を駐屯せしむる意思であるかと云ふ御問でありましたが、是は唯今申しました、昨今駐屯せしめまする其趣旨が繼續して居りまする間は、勿論之を撤退する譯に行かない、即ち秩序回復致しまして、我軍の駐屯の必要を認めない時に至れば、無論之を撤兵する次第でございます、最後の御質問は支那の和平統一問題に關する御質問でございますが、其御趣旨は「支那南北和平統一上の障碍問題は陝西問題と參戰問題とに歸著せるもの丶如し陝西問題は事支那の內政に屬するを以て支那自體に於て之を解決すべきを當然とするも參戰軍問題は其組織援助借款引出兵器供給に付て直接日本と關係あるが故に政府が此問題に付て列國と協調を保ち友誼的警告を發して南北妥協の障碍物を除却し以て支那の和平統一を促進せしむるの意思なきか」、是が最後の御質問でございます、此御質問の要旨は、結局參戰軍問題、參戰借款の引出、及兵器の供給、此の三點に歸著する次第でありますから、此點に對して御答辯を致します積りでございます、元來參戰軍は大正六年八月、即ち支那が此歐洲戰に參加しました其時と共に生れ出たものでありまして、此軍は支那政府自ら是が編成を計畫したものでございます、それ故に其參戰軍の存廢、之を存するか、之を廢止するかと云ふことは全く支那內政の事項でございまして、帝國政府に於ては何等之に干涉するの意思を存して居らぬ次第は、申すまでもない事であります、併し此參戰軍と云ふものは、元と其目的とする所が、專ら對外作戰の用に供せらる丶ものでございますから、大正七年の五月に至りまして、帝國陸軍當局と支那陸軍當局との間に取極めました此共同防敵條約、是は先般——是までは祕密にされたものを、先般公表致しました次第でございますから、其詳細は既に御承知のこと丶思ひます、此條約の趣旨より申しますも、之を防敵の趣意、即ち對外作戰の用に供せずして、之を內輪揉の用に供すると云ふやうなことがあつては、帝國政府の立場と致しましては、之れを默視する譯には行きませぬ、それ故に本年二月二日に支那に居ります公使をして、支那外交總長に申込ましめたことがございます、其の概要は參戰軍の編成に就て時局問題に關聯致しました、近頃內外人間に色々疑惑を懷く者が多いからして、同軍が決して南北和平會議の障碍となるが如きことに利用しないのは勿論、將來に於きましても、其運用が政權の爭奪、若くは內亂の原因を誘ふ如きことがないことを保障して貰ひたい、斯う云ふことを支那政府に聲明せられんことを要求しましたが、二月二十日に至りまして、外交總長代理より此日本政府の要求に對しまして、本件參戰軍は、敵國人に對するが爲めに設けられたものであるから、現に歐洲に於て停戰の議がありと雖も、和議未だ決定せざる今日、兵備は俄に緩めることが出來ない、且つ露國國境の變亂は紛糾して、支那の邊境に近迫して來た、露國邊境の防備を堅固にする爲めに、本軍の編成訓練は實に緩ふすることが出來ない、既に參戰軍隊たる以上は國內に對しては[illegible]て何等政治的作用が無いと、斯う云ふ趣旨の[illegible]寄越しました次第ございます、之が參戰軍の[illegible]に對しまして、尙ほ支那南北和平妥協を、日本政府が[illegible]實に希望します考と相考[illegible]致しまして、日本政府が執りました處置の概要でございます、第二の參戰借款問題でございますが、是は全く此參戰軍編成の使途に備へるが爲めに、我が特殊三銀行より支那政府に貸付けたのもございます、既に此事は前內閣時代に其貸付を終りまして、全部の金は支那の方に移つて居る次第でございます、唯々支那政府に於て之を其當時一時に引出さず、我が銀行に預金として預入れてある次第でございます、固より斯の如き筋合の金でありますから我が政府より之に對して、何等干涉し得る次第ではございませぬ、前段申しました參戰軍に對しまする帝國政府の態度に順應一致せしむる爲に、政府は更に此問題に關係致しまして支那政府に對して全く友誼的に申出て居る、其趣旨は、本件借款は引續き支那政府に於て使用し得べき立場に在りと雖も、時局解決の促進上暫く是は使用を中止して、內外の疑惑を除去するの態度に支那政府が出る事が、日本政府に於ては得策と思ふ、さう云ふ趣旨を申出ました、此申出に對しましては、是は三月一日北京に於ける我公使は訓令を奉じて、支那政府に申出ました次第でありますが、一昨昨日即ち二十二日に外交總長より、本件借款引出見合方に關して支那政府は愼重に之を考慮すると云ふ旨の返答が參つた次第であります、第三は兵器供給の問題でありますが是は大正七年支那南北共に和平會議開催の主義をまだ決定致しませぬ前に支那政府よりの注文に依つて、泰平組合が供給方を引受けた問題であります、其後新規に引受契約が出來たものはございますが、全く從來通り行はれました所の普通の商取引であります、併し日本政府は和平會議の成行に顧みまして、妥協成立に至るまでは暫く此供給を見合せた方が宜いと思ひまして、泰平組合に對してそれ〴〵必要なる處置を執りました、尙ほ先月下旬に在支公使を以て支那當局に其旨を通告致しました、然るに此日本政府の通告に對して、是も一昨昨日即ち二十二日外交總長より我通告の趣旨を承知する旨を申して參りました、第三問題に對しまする帝國政府が執りました處置は、唯今申したやうな次第であります

是で御質問に對して一應御答したことになります尙ほ御質問中に、歐州に於ける講和會議に關する報告が甚だ不十分であると云ふ御質問がありましたが、是は事實不十分であると云ふ事は認めます、然れども先般御手許に差上げました、講和會議に關しまして書記局より發表致しましたものに就て御承知下すつた通りに今日はまだ多く此委員會の議に付せられて居る事が多くありまして未だ總會に出たものは殆ど無いと云うて宜しい、唯々國際聯盟の草案のみが第三回の總會でありましたか出まして報告になりましたけれども、是は單に報告に止つて、其後「ウィルソン」大統領は亞米利加に歸り、昨今は再び佛蘭西に參つて居りますけれどもまだ之に對し、公然的に討議は開始されて居ないやうであります、それで書記局の公表も洵に概要に過ぎない次第でありますが、獨り此報告が十分でないと云ふことは日本ばかりでない、各國に通じたる同じ事柄と思ひます次第であります、然れども此事に就ては、聯合國申合せました次第もありますから、假令御報告したい事があつても、其約束に反いて日本政府のみ申すことが出來ませぬから、此點は幾重にも御了承を願ひたい尙ほ此支那の統一問題に關しまして、御質問の演說の中にもありました、又新聞紙にも能く出て居ります、洵に悲觀說か多い、今日は此會議は行惱んで居る、又日本政府の立場として、初め四國を誘うて南北妥協の勸告をしながら、趣旨が徹底しない、斯う云ふ悲觀說が往々見える次第であります、是も或意味に於ては、事實無きにしもあらずと思ひますが、日本政府として、殊に日本國民としては、一日も早く我趣旨が徹底して、支那南北妥協が出來て天下の大勢に順應することを希望致します、是れは事先方の事に屬し、如何に此方が焦慮つても致方がないと思ひます、併し私は總じて此會議を左程に悲觀して居りませぬ、第一、一番初め南北會議が開けるかどうかと云ふことも心配した次第であります、然るに幾多の行衛を重ねまして、遂に會議を見る事に至つた次第で、先づ第一の難問は、雙方對等無條件で會合すると云ふことが第一の難問である、北方は對等無條件と云ふことはどうしても承知しなかつた南方では此對等の位置でなくば、到底會議を開いても駄目であると云ふことを主張しまして、詰まり此問題も通り、其次には委員の選定、南北十名づゝ出すと云ふことに就ても、非常に困難なる事情がありましたけれども、是も難なく解決致しまして、十名づゝ委員を出すことになり、更に會議地を南京にするか、又上海にするかと云ふことに就いて非常に爭がありましたが、是も解決を告げて上海に開くことになりました、其次に福建問題、是も解決を告げ、今日では陝西問題と參戰問題で互に爭つて居る次第でありますが、私は切に希望致しまする、是までの難問題を解決した如く、早晩此問題も解決せらるゝであらうと云ふこと、尙ほ又此二問題の外に軍民分治問題或は督軍處分問題の如き、國法問題の如き、中々重大なる問題が殘つて居りますが、是亦南北當局者が支那百年の長計を考へ、東亞の安寧、世界の平和に貢獻すると云ふ見地より、滿足なる解決を告ぐるであらうと期待して居る次第であります、一言御質問に附加へて私の所感を述べて置きます。

○議長（大岡育造君）先刻より陸軍大臣の演說に對して加藤定吉君より御通告がありました、陸軍大臣は先刻まで出席して居りましたが、貴族院に據ろなき公務を以て出席致しました、軈て出席せらるゝことゝ思ひますから、是は保留して置きたい、左樣御承知を願ひます。

○加藤定吉君　後に出席されるのでありますか。

○議長（大岡育造君）さうです――外務大臣の演說に對しては、小寺謙吉君の通告があります、小寺謙吉君。

○小寺謙吉君　簡單でありますから此席から御許を願ひます。

○議長（大岡育造君）許可致します。

○小寺謙吉君　唯今外務大臣の御答辯を拜聽致しましたが、日英同盟を主張せらるゝ點に就きましては甚だ吾々の意見と同じ意味でございます、滿足致すのであります、唯々人種問題に就きましては、政府は如何なる程度まで貫撤の意見を持つて居られるか是等に就きましては何等御辯明が無いのであります又西比利出兵問題、支那南北和協統一問題に就きましては、政府の述べられる政策と其實行の點に就きまして、不統一の實があるのでありますから、之を質問したのでありますが今日は此不統一の點に就きまして何等御辯明は無いのであります、又國際聯盟是等の問題に就きましても、最も重要な所は飽までも祕密外交主義を御守りになつて、何所までも或程度まで之を國民に公開して、國民の後援に依りて貫撤すると云ふ御考は無いやうであります、此上之を如何に質問致しました所で、吾々の滿足致すやうな御答辯は無からうと思ひます、又國民の不安を御解きになるやうな機會があつても、故ら爲さらぬからでありますから、最早此質問は是にて打切と致します。

○議長（大岡育造君）押川方義君。

〔押川方義君登壇〕

○押川方義君　外務大臣が唯今御答辯になりましたる節に就きましては、色々疑念を生じました事がございます、それに就きまして大臣の御答辯を得たいのであります、第一現內閣は我日本國民を代表して立つて居られるのであります（「代表はして居ない」と呼ぶ者あり）それで日本國民を代表して政を爲さる所の現內閣であることは、吾輩信じて疑はない、然るに今日のやうな重大なる問題に就きまして其事を國民に言ふことは無益であらう、國家の爲めに益が無からうと言はれることは、最も不思議な事であります、或は外務大臣は斯の如く御考になるか知れませぬが、我國民はさう思うて居らぬ、必ず其大事なる外交問題に就きましては、逐一承知をしたいのであります、新聞の所論杯を御覽になりますれば、輿論の在る所は分つて居るので、然らば外務大臣の御考と輿論とは、一致して居らぬのであります故に立憲政體の本義に基いて政を御執りになります限りは、枉げても國民の希望に從ひまして、祕密主義は撤回爲さらなければならぬ筈だと思ふ（「違つて居る」「そんな事を何時までも言はぬでも宜い」「何を言つて居る」と呼ふ者あり）此事に就きましては無益でない、必ず之を公開なさるゝが益がある是が國民の後援を得る所の最も大なる力であります國民が知らなければ、後援をしやうと思つてもすることが出來ないのでありますから、國民は援ける爲めに知りたいのであります、それから次に伺ひたいのは人種差別問題でありますが、唯今の御答に就きまして無論此事……

〔此時發言する者多く議場騷然〕

○議長（大岡育造君）靜肅に願ひます。

○押川方義君　日本より提案されて居りますことは明かであります、併しながらどれ位までの程度で以つて提案して居なさるかと云ふことは、最も大切な事であると思ふ、若し此の差別撤廢論が行はれなかつた時にはどう爲さる（笑聲起る）諸君は之を一笑に附することゝ思ひなさるか知りませぬが、國家は笑つて居らない、決して笑つて居らない（「謹聽」と呼ふ者あり）若し日本の主張が貫撤致しませぬでも、國際同盟に矢張同意を爲さるのでありますかどうですか、それならば日本の主張と申しますものは極めて軟弱なものであります、そんな軟弱なものを以て（「さう云ふ弱いことを言ふものでない」と呼ふ者あり）是は弱いことでないことを希望するから言ふのです、唯々現政府が弱くなつてはならぬと思ひよるから言ふのであります、是までの有樣で考へますと或は弱くあるまいかと疑ふのであります（「ひや〳〵」「弱い〳〵」と呼ふ者あり）故に若し此主張が貫撤致しませぬで、國際聯盟から離れてもやりなさる御決心かどうかと云ふことを聽きたいのであります、是は御考慮にならなくてはならないのであります、是はもう既に國家たるものは、決心をして置かなければならぬ事柄かと思ひますから、外務大臣の御考を聽きたいのであります（「そんな愚問に對する答は無用だ」と呼ふ者あり）それから其次には人種差別撤廢論を何時御出しになりますか御聽したい、私の考へますのには、先頭第一に日本が其主張をしなければならぬ事柄と思ひます、それは議事に臨みます時に、勢力に於て非常な差等を爲しますものと思ふのである、日本の隨分重大なる、又或意味から有色人種を擁護する爲めに日本が代つて言ふより外に、此十億萬の人間の中に、努力の有る國家は無いのでありますから、必ず日本は之を心に致しまして、言ふて與れましたものと思ひますが、是は何時頃御出しになりましたか、第一番に御出しになつて主張なさることになつて居りますからどうか、御聽したいのであります、其次には此差別問題と一諸に移殖問題、日本國民が移殖する所の其權利を、主張して居なさるかどうだか承りたいのであります唯々若し是が所謂此日米の間の紳士契約のやうなものとなりまして、唯々名ばかり取つて實を失つてしまうと云ふことでございますれば、日本國家の將來に於きまして、大に益する所は無いかと思ふ、それ故に必ず是は移殖民の權利と、一緒に結んで行かなければならぬ事かと思ひます、石井大使は是は別なものゝやうに言はれたと云ふことを新聞で見ました

が、現内閣も若し亦斯の如き考を持ちまして、空理を捉へて、實理を捨てゝしまひなさるやうなことがありはしまいかと云ふ事を、非常に杞憂致して居るのであります、（「ひや／＼」と呼ぶ者あり）それは吾輩が現内閣に對して考へるばかりでなく、前例既に其事がありまする故に、或は現内閣も、其轍を履みなさるやうなことがあるまいかと懼れて居るのであります（「ひや／＼」と呼ぶ者あり）兎角列強の協商と云ふやうな事を重く考へられますが、是は洵に結構であります、併ながら此協商が變じまして唯々彼等に阿附すると云ふ事になりますれば（「ひや／＼」「のう／＼」と呼ぶ者あり）非常なる所の誤に陷ります、是は是までに多く内閣がやつた事でありまする故に、現内閣にはやらしたくないのであります、併ながら或は現内閣が之をやるとすれば、對外問題に就きましては、由々しき大事が起るのであります是までは或は藩閥内閣とか官僚内閣とか申しまするものでありまして、少數内閣であつたから或は誤りましても、彼等に影響する所は少なかつたけれども今日は國民を代表する所の内閣で、日本全國を率ゐてやる内閣であります、此内閣は矢張外交に就きまして、非常なる弱い所を現し爲さるやうなことでありますれば、日本は之を取返しますることに、非常に困難が起ります故に、現内閣は對外硬の外交をやつて貰ひたいのであります、吾輩は此事に就て紳士條約の事でなくして、移殖民の權利と一緒に、此人種差等の問題を解決するやうに主張して貰ひたいのであります、果して現内閣がそれだけの御決心が有るか無いかを承りたいのであります、それから勞働問題に就きましては今愼重に考慮を爲さつて居なさるさうでありまするが、是は日本人が唯々愼重とか、考慮とか云ふことでは不安心な問題でありまする故に、決して日本と外國とは、國情を同じうして居りませぬから、日本はどう云ふやうにすると云ふ事は、豫め御決心が有つて御交渉になるべき筈のものであります、決して彼等の指揮命令の下に妥協を旨として、己れの國の利益を枉げて彼等と相結ぶと云ふやうなることは、彼等を益する事でもなく、又日本を益する事でもないのであります（「何を言つて居るんだ」「先生」と呼ぶ者あり）それから日支軍事契約の事に就きまして、是までは公然と祕密でやつて居なさらなかつたかも知れませぬが、總ての者の諒解して居る所に依りますれば、祕密契約であつたかと思ひます、何故に祕密契約たる所のものを兩國が相結んで居るのに拘らず、他の國が之に就て色々なる疑を起したからと申しまして之れを公開致しました、疑はしいのであります、他の國から異議を言はれまして之を公開する位のことなら、初めから祕密契約と云ふことは必要が無いのであります、日本と支那と獨立の兩箇國が堂々たる契約を致しました事に就て、假令他の國が疑ひましたからと申しまして、其事を恐れまして、直ぐに是まで祕密と言うたる所のものを公開すると云ふやうなる主義の無い國家は、彼等に輕蔑されまするこことは明なる事であります（「ひや／＼」と呼ぶ者あり）國を異にして、或は日英の間に、或は日米の間に契約があつたと申しましたならば、他の國が疑ひましても、英でも米でも、決してさう云ふ事を公開することは肯じまいと思ふのであります、吾輩は外交に就ては、甚だ軟弱なる事を現して居ることを遺憾と思ふのであります（「ひや／＼」「のう／＼」と呼ぶ者あり）先づ是等の數點に就きまして、外務大臣の御答辯を願ひたいのであります、故らに人種差別問題と移殖民の事に就きまして、必ず結んで斷乎として之を主張なさいまするか、或はどう云ふやうに爲さるか承りたいのであります（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　外務大臣。

〔國務大臣子爵内田康哉君登壇〕

○國務大臣（子爵内田康哉君）　唯今押川君の御質問に對して答辯を致します、書取りましたる所に依れば、凡そ六項に分れて居りますが、初の四項は、第一の人種的差別問題に關聯して御尋になりましたが、此問題に對しましては、先刻小寺君に對しまして致しました答辯で盡して居ると思ふ、即ち「此際我が提案の内容乃至關係諸國との交渉の經過又は今後の方針を茲に明言するは國家の利益に非すと認む」是で盡して居ると思ひまするが、尚ほ聊か説明を加へます、此會議を公開にすると云ふ事は、巴里會議の將に開かれんとするときに方りまして、我國に於ては之を希望した次第もあるのです、又或は是までの――從來の慣例を打破つて、凡て公開的にやれるやうな事がないとも申し難い形勢でありましたが開いて見れば敵國に對する關係其他交渉事件を一々公開しますに於ては、出來得べき事も出來ないと云ふ事を認めまして、矢張是まで通りの慣例を襲うて是は祕密にする、祕密にせざるものは新聞記者も或數を限つて之を許す、即ち總會には先づ之を許すと云ふ原則を立てた、其總會は今日に至るまで先刻申しました通り第三回開きました。第一回、第二回は多く手續の問題、第三は國際聯盟が出來たと云ふ事を報告したに止まる話で其他の會議の模樣は先刻申しました、即ち諸君の御手許にやりました書記局より公表した公表以外には無い、其他の事は互に祕密にすると云ふ申合がありますから、此祕密を破つて現在交渉中の事に對して私が爰に外務大臣として言明する事は、どんな事があつても出來ませぬ（押川方義君「さう云ふ事を聽いたのではありませぬ」と呼ふ）是で第一即ち第四項を括めての御質問に對する答辯と致します、それから勞働問題に對して更に御質問がありましたが、是も先刻申しました通りに今日勞働問題に對して巴里の會議に於て議して居るのは、委員會に於て國際常設機關設備の問題に關しての話でありまして、まだ實質には入つて居ないのであります、其實質如何は我が勞働狀態に非常な影響を及ぼす故に、之に對して政府は愼重の考慮を拂ふと申しました、是より以上の事は言ふことが出來ないと私は思ふ、それから其最後には祕密條約に對しての――支那の祕密條約即ち協同防敵條約、之を何故に外國の請求に依つて、祕密條約を發表したかと云ふ質問のやうに聽取りましたが、是れは決して外國の請求に依つて互に發表した次第ではありませぬ、元々是は軍事上の必要よりして起つた條約でありまして、軍事上の必要より之を祕密にするのを肝要と致しましたから、今日まで之を祕密にした次第でありますけれども、獨逸との戰爭が熄みました以來は、日本政府に於ては其必要を認めなかつた、何時でも機會があれば、發表して差支ないと云ふ觀念を持つて居りましたけれども、元と支那と相談をして決めた條約でありますから、互の合意が成立つた時を待つて之を發表する、即ち合意が先般出來ましたから、之を發表した次第である、之を發表する事に付て何等の差支がありませず、又發表した方が、日支雙方の爲めであると云ふことを認めましたから之を發表した次第で、決して外國の請求に依つて發表した次第でありませぬ、是れだけ御答致して置きます。

○議長（大岡育造君）　加藤定吉君

〔加藤定吉君登壇〕

○加藤定吉君　先刻陸軍大臣の、西伯利に於ける我軍隊に對する行動に就て、詳細の御説明がありまして、吾々は西伯利に於ける我將士の損傷と勞苦に對しては、多大の敬意を表し、且つ謝意を表する次第であります、それに就きまして第一に私が根本問題として伺ひたいと思ふのは、帝國政府今回の西伯利出兵の趣意と申しますものは、宣言書にございます通り、聯合列強に對して步武を齊うし、履信の實を擧ぐると云ふことが書いてございます、聯合列強と始終協調を保つて、共行動を爲して居ることと信じて居りますが、今回の西伯利の我が討伐に付きましては、詰まり列強の或國と、相當に協定が成立つて居るかどうかと云ふことを疑ふのであります、第一に新聞紙の傳ふる所に依りますと、我が政府は米國に對して今回の過激派の討伐に對して援助を乞うた然るに米國の軍隊は、過激派と云ふものを敵と認めないと云ふことを言つて、援助を拒絕したと云ふ事でありまするが、是は宣戰の目的たる、步武を齊うし、履信の實を擧ぐると云ふ意に副うて居らぬやうに思ふのであります、我が政府は之に對して、如何なる考を持つて居られますか、又今回日本が討伐しましたる過激派の暴徒の中には、米國人が居つたと云ふ話も聞いて居りますが、是も事實でありますかどうでありますか、御分りになつて居つたら、其邊も伺ひたいと思ふのであります、第二には私共の理解して居ります所ですと、我大谷司令官は、各聯合軍の司令權を握つて居るやうに思ふのであります、然るに我軍隊の行動が、先刻申しました通りに、亞米利加と步武を一にして居らぬと云ふ事になつて居りますと、我大谷司令官の權限と云ふものは、果して如何なるものでありまするか、之を第二に伺ひたいのであります、それから次に先刻陸軍大臣は、露國の政府若くは露國の官憲と云ふ言葉を度々御使ひになりましたが、露國の官憲若くは政府と云ふものは、是は何を御指しになるのでありますか「オムスク」政府でありますか、私の理解して居ります所では、まだ露西亞には各國が認めて政府と云ふ所ののが無いやうに思ふのであります、之に對する政府若くは官憲の御解釋を伺ひたい、それから次に陸軍大臣の先刻の御話では、穩和派を援け、さうして過

激派を討伐すると云ふ御話でありましたが、唯今又外務大臣の御話では、内政には干渉しないと云ふ御言葉があつたやうでありますが、此内政に干渉しないと云ふことは、無論我外交の方針だらうと思ふのであります、然らば穩和派を援けて過激派を討伐すると云ふことが、内政干渉と云ふ事になりはしないかどうか、此點に就ての明快なる御答辯を伺ひたい（拍手起る）更に政府は過激派に對して、一體如何なる觀念を御持になつて居るか、何所までも之を敵として討伐なさるかどうか、我聯合國の一國は、過激派を敵と認めないと言うて居る、又國際聯盟に於きましては、過激派の或者を「プリンセス」島に招致して居ると云ふ事もある、さうしますると聯盟の一部としては、其過激派を招致すると云ふ方に、帝國は仲間に入つて居るのではないか、而して西伯利亞に於ては、之を討伐すると云ふ事になつて居りますと、之に對する政府の見解はどう云ふものであるか、兎に角過激派に對する觀念と云ふものを、明快に伺ひたいのであります、どうも我帝國の西伯利出兵の趣意と云ふものが、幾らか明瞭を缺いて居るやうに思ふ、さうして此西伯利出兵の爲めに、日本は七萬三四千の兵隊を出し、さうして國費を消費すること――是は私はまだ精密に計算致して見ませぬが兎に角二億に近いだらうと思ふ、斯の如き多數の兵を出し、斯の如き國費を使ひ、さうして其目的と云ふものは幾らか不鮮明である、さうして討伐はどうかと申しますと、先刻陸軍大臣の申された所に依りますと、殆ど戰線は百哩の餘に亙つて居る、斯の如き討伐を日本の自衞の爲めかも知れませぬが兎に角斯う云ふ悲慘な討伐を續行すると云ふことは、私の考としますと非常に悲慘なやうに思ふ、政府は尚ほ斯の如き討伐を續行する御考であるかどうか、之を伺ひたいのであります、次に政府は七萬三千の兵隊を、今回二萬五六千に減したと云ふ御話であります是は私として至極結構な事と思ふのであるが、更に之を減少すると云ふ意思がありや否や、無論此出兵と致しましても、現在討伐致して居る「スラゴエ」方面に致しますと、是は不穩でありまして、無論今日の狀態で減兵すると云ふやうなことは、六ケ敷うございませうが、併し西部の方に於きましては「イルクーツク」とか、若くは「ヴェルフネウーヂンスク」とか「チタ」とか云ふ方面に於ては、更に減少しても差支は無からうと思ふ、殊に遺憾な事には、我が出兵と云ふものは、今申上げました此西部の方面では餘りに人氣が好くない、或る露西亞人は、日本の今回の減兵を以て、日本の賢明の處置だと言つて褒めて居る者もある、又先般「オムスク」の方から歸りました武藤少將の如きも、日本が兵隊を減したと云ふことの爲めに、西伯利人の感情を非常に好くしたと云ふことも言つて居る、詰まり是は相當に不人氣な出兵と思ふのであります、全體とは申しませぬ、詰り西部てす、其方の方面に於て、更に減兵をすると云ふことの御意思があるかどうか、更に伺ひたいのは、西伯利に於きまして軍事行動以外、經濟方面には殆ど手を著けて居らぬ、是は私の實見した所でさうであります、私の考はどうか此軍費を成べく節約して、經濟方面の發展を心掛けたいと思ふのであります（「同感」と呼ぶ者あり）此點に就て殆ど何等の施設をされて居らないやうである、先般外務大臣に此事を申上げました所が、外務大臣は、それは政府も相當に考へて居る、實は其中に日本の相當なる實業家を呼んで、其方面の攻究をしやうと思ふと云ふ御話であつて、一回さう云ふ御會合があつたやうでありまするが、其後殆ど二箇月の間、杳として其消息が無いのであります、で現内閣と云はず從來總ての政府が、斯樣な問題を何時も考へます時には、先づ銀行家とか富豪とか云ふ少數の人を集めて御相談なさるのが、是が是までの例であります併し斯う云ふ風な不徹底な遣方では、迚も西伯利の現在の混亂したる狀態に、徹底的に經濟上の施設をすると云ふことは、六ケ敷いと思ふ（「ひや／＼」「大に同感」と呼ぶ者あり）是はどうか政府が政府自ら手を下すなり、若くは或る有力なる一二の會社に相當な保護をして、さうして迅速にもつと徹底的に此方面の御攻究を爲さらなければ、迚も現在の經濟狀態と云ふものを――日本の勢力を扶殖すると云ふことは、語弊があるかも知れませぬけれども、兎に角西伯利人の財政を援助し、若くは其經濟的の膨脹をさすと云ふことは、六ケ敷いと思ふのでありまするが、此點に就て政府が現在御考になつて居る以上に、更に何か御考があるかどうか、之を伺ひたいのであります、西伯利問題は大體それでありまするが、此機會を以ちまして、外務大臣に一寸伺ひたいのは、支那の鐵道でありまするが、今支那では鐵道を統一して、さうして日本の現在敷設して居りまする南滿鐵道其他有ゆるものを、一つの管理の下に整理したいと云ふやうな考を持つて居ると云ふことが新聞に出て居りまするが、政府は之に就て何等かの照會、若くは何等かの御考慮がありましたかどうか若しございましたならば、其點を一つ伺ひたい、もう一つは最近新聞の報ずる所に依りまするると、外蒙古に於て或る外國人が蒙古人を煽動して、さうして蒙古の獨立を圖ると云ふやうな事が出て居りまするが是は事實でありまするかどうか、若し事實でありましたらば、之に對する政府の御考は如何であるか、此點を伺ひたいのであります、是が私の質問の要旨であります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 田中陸軍大臣

〔國務大臣田中義一君登壇〕

○國務大臣（田中義一君） 唯今加藤君より多般に渉つた御質問がありましたが私の關する限りに於て御答を致します、第一に日本軍が「ブラゴエチェンスク」附近の過激派を鎭壓する際に、亞米利加の軍隊に應援を乞うたが、其結果如何と云ふことであつた是は亞米利加の軍隊に其方面に出動を求めました所が、亞米利加が之に應じなかつたと云ふことは事實であります、それに續いて第二の御尋は、然らば大谷司令官の聯合軍に對する指揮權を疑ふと云ふことであります、御尤な事であると思ひます、去りながら爰には申上げて置きまするが、亞米利加軍が日本の大谷司令官の指揮に入りまする時には、其事柄が亞米利加の國の方針と違つた限りに於ては、指揮官に其指揮を受けると云ふことになつて居ります、そこで其次の問題は、然らば亞米利加と云ふ國と此過激派に對すると云ふ事に就て、協調が調つて居らぬではないかと云ふことの御質問に移られたのであります、此點に於ては唯今御尋の如く、或は日本の過激派に對する觀念と、亞米利加の過激派に對する觀念とは相違のある點から、亞米利加軍が之に參加しなかつたと云ふことであらうと思ひます、此點は更に外交方面に於て、何等かの手段を講ぜられることだと考へて居ります（「正直なる答辯」と呼ぶ者あり）次に露國官憲云々と云ふことの御尋であります成程今日は、露西亞と云ふ列國が承認をした確乎たる政府もありませぬ、隨て官憲と云ふ言葉も使はれぬぢやないかと斯う云ふ御尋のやうであります、成程さうかも知れませぬ、嚴格に言へば――が今日は列國共、何等確定したる露西亞に政府がありませぬから、即ち「オムスク」政府に對して總ての交渉を致して居ります、隨て此「オムスク」政府から任命した所の極東に於ける機關は、矢張之れを相手に日本は交渉を致して居ります、少くも軍事に關しては交渉を致して居ります、此意味に於ての露西亞の官憲と云ふことであります、さう御承知を願ひます、それから穩健派の援助云々と云ふことであります、即ち日本が「オムスク」政府に對して、唯今申した如き狀態に在る、又日本のみならず、列國も其狀態に在るのでありますが、「オムスク」政府の之に同情をし、又露西亞の恢復を圖ると云ふことの目的を以て、此「オムスク」政府と共に行動をするものを之を穩健派と私共は稱へて居ります、此穩健派を支持すると云ふことが、即ち今日の治安を維持する所以だと考へて居ります、次には尚ほ過激派を討伐するかと云ふ御尋は、此過激派が、主義は日本の軍隊としては問はないのでありますが、苟も治安を維持する目的を以つて守備して居る日本の軍隊に抵抗するものは、之を抑壓をするのであります（拍手する者あり）尚ほ次に是より兵力を減少し得ないかと云ふことでありますが、今日の狀態では、兵力を減少し得ぬものと心得て居ります、尚ほ續いてそれならば――武藤少將の言葉を御引きになつて、最初の兵力は多過ぎたのか、斯う云ふ御尋でありました、最初の兵力は多過ぎたとは考へて居りませぬ、苟も兵器を以て敵と戰ふと云ふ時は、勝つと云ふのが目的であります、隨て積極な兵力を用ゐると云ふことは當然な事であると心得て居ります（拍手起る）尚ほ此外に經濟上に關係を致しました事柄等に就きましては、是は私が此屬で御答をする限りでありませぬ私の御答は是限りに致します。

〔拍手起る〕

○國務大臣（子爵内田康哉君） 議長。

○議長（大岡育造君） 内田外務大臣。

〔國務大臣子爵内田康哉君登壇〕

○國務大臣（子爵内田康哉君） 唯今加藤君より實業――西伯利の實業問題に關して御問がありましたから、それに對して御答致します、無論日本が西伯利に出兵を致しましたことは、先刻も申上げましたや

うな趣旨でありまして、決して火事場泥棒やら何やらをやらうと云ふことは毛頭無い次第であります、然れども我が國民が正當の利源を西伯利に於て色々の事業に從事することは、最も希望する點でありまするが、此點に就きましては、實業家自身も出てやつて居る者もありますし、又出來得るだけの援助及便宜を我が軍部當局に於て與へて居るやうな次第でございます、又加藤君が言はれました通りに、此實業團體なるものを今日拵へて、既に其幹部も出來て著々其仕事に取掛りつゝある次第でありますから、早晩何かの實績を擧げることゝ希望して居ります、然れども御承知の如く今日の狀態に於ては、中々基礎ある事業と云ふものは、之を西伯利に見ることは餘程六ヶ敷い、實際の問題として、日本のみならず各國で何か目星しい事業を起したことはまだ聞及ばない、其理由は幾つもありませうが、第一に困りますのは果して誰の所有に屬して居るか、どの官憲を相手にするか、是が決しない場合であるから、西伯利に各國が認め得べき政府あり、政治團體が出來ぬ限りに於ては、中々六ヶ敷い、其上に交通の不便又は此最も實業的の事に對して障碍を及ぼして居るのは、此貨幣問題――通貨の問題であります、先づ是等の點に向つて、政府は出來るだけの盡力を致して各國とも能く協議を致して、早く西伯利が世界の貿易、世界の事業に開放されんことを希望して居る次第であります、――まだ二つ程あります、其次は支那の鐵道の事に就ての御尋がありましたが、今の東清鐵道、西伯利鐵道が支那全體の管理問題でありますか、どちらでありますか、聽落しましたが……

○加藤定吉君　全體の管理。

○國務大臣(子爵內田康哉君)　支那全體の管理問題は矢張事實上色々の話が支那方面にあるやうであります、支那の當局者中にも此事を愼重に考へて居る次第であらうと思ふけれども、此問題は誠に重大な問題であつて、私は支那自身が解決すべき問題であらうと思ふ、支那は十分なる考慮を加へて、支那及世界の爲めに滿足なる解決法を考へることを希望致して居ります、此問題は日本にも大變な關係を及ぼす問題でありますから、日本としても無論考慮を加へなければならぬ問題と思ひます、今日は表面上は何も事實問題として各國の間に於て協議に上つて居る次第ではない、色々の議論がありますか、其議論が單に新聞や民間の議論のみならず、支那の有力者の中にも攻究して居るのであります、それから支那の外交の事に就て御質問がありましたが、是も事實であらうと思ふ、果して外國の士官が居つたか否や私は茲に明言することが出來ないけれども、蒙古の人が「チタ」に集まつて獨立の計畫を致した、代表者を巴里の會議に出して、人民自決權に依つて蒙古の獨立を圖りたいと云ふ考があつた事は事實であらうと思ふ、然れども斯の如き事は、蒙古人自身の爲すべきことであつて、日本政府――日本の干與すべき事でありませぬから、我が軍部の官憲に訓令を出しまして、何等關係を禁じて居る次第であります、是だけ御答を致します。

○議長(大岡育造君)　北井波治目君。

〔北井波治目君登壇〕

〔拍手起る〕

○北井波治目君　簡單に陸軍大臣――極めて簡單でございます、一二三分御尋ね申したい、西伯利の狀況に付ては吾々國民が常に憂ふる所であります、本日陸軍大臣より詳細なる御說明を得まして、甚だ感謝に堪へませぬ、其御說明に依りまして、どうしても一二御尋を申したいのであります、大臣の說明に依りますと、過般二個中隊は殆ど全滅した――負傷者が僅かにあつて、餘は全部全滅したと云ふ御報告がありました、尙ほ現在の兵數は、外務大臣の說明に依ると二萬六千である、而して其守備する處は四千哩千五百里以上である、斯う云ふ御話でありまするが兵數は當初出兵よりも殆ど三分一に致しまして、而して今日の如き慘狀のあつた不幸の後に於きましては今の陸軍大臣の御說明の如くに致しましたならば現在の西伯利に居る兵士は、安心して此守備が出來るや否やと云ふことを吾々が疑ふのであります、素人が見ましても、四千哩に亙々とする所であつて、而して其兵數は僅かに二萬六千を以て、如何にして此守備を完うすることが出來るでありませうか、現在は過激派は殆ど討伐して殄滅せられたと云ふ御話でありますが、彼國は復た何時過激黨が起るか知れぬのであります、屢々此事柄が將來に於て繰返へさるゝことはないか、若し斯の如き事を繰返へされまして、過般の如き慘狀を屢々致されることがあるならば吾々國民として到底滿足することは出來ないのであります、故に質問の要旨と致しましては、陸軍大臣は現在の兵數を以て我國の西伯利に於ける兵の守備に於ては、將來過般の如き慘狀を生ぜぬと云ふことに付きまして、如何なる方策を實行されて居るか、承りたいのであります、軍事の祕密に關しませぬ其範圍內に於きまして、吾々國民として此點は聽かんと欲する所であります、唯々先刻の御說明に依りますれば、吾々國民と致しまして、出征軍人の家族其他の者に對して、益々此點に就て心配致すのであります、京都の十六師團を交替されると云ふ事でありますが、其往くべき兵は無論の事でありますが其關係者は如何に憂へるでありませう、御承知の如く西伯利の地は甚だ僻遠の地で、地球上最も不毛の處であります、人口稀薄の地である、斯の如き土地に於て我兵を駐屯せしめて、之に對しまする相當なる設備方法に付て、吾々が十分安心の出來るやうに御說明になりたい、先刻の如き御說明ならば、益々疑惑に陷るのであります、どうぞ此點に付いて吾々の安心の出來るやうに御說明を願ひたい、之を具體的に申しますれば、先刻加藤君は兵數を減ずる意思は無いか、それは如何であるかと云ふ御話がありましたが私は外務大臣の言はるゝ如く、西伯利の秩序維持の爲めに兵を駐屯せしむる必要を御認めになるならば、もつと兵を增加する必要はないかと思ふ、二萬何千の兵を以ては不十分である、若し必要を御認めにならぬのならば、兵は一人も殘らず御引揚を願ひたい、十分なる守備を必要とするならば、相當の兵を御殖しにならなければならぬと云ふ御考は無いのであるか、兵も殖やさずして、今日の儘にして置いて、我壯丁をして危地に置くと云ふことは、國民として、どうしても忍ぶことは出來ないのであります、故に現在の兵を增大する意思ありや否や、若くは增大せずして之を或る局部に集中して、其守備の目的を達するやうな方法を講ずるの意思なきや否な此點を承りたいと思ふのであります、其次には先刻も二個中隊の全滅の御話がありましたが、其中隊は何れの中隊なるか、豫後備なるや否や、聽いて置きたいのであります、又今後守備隊を派遣するには、現役を派遣するか、或は今の如く豫後備を派遣するのであるか否や、承りたいのであります、申すまでもなく豫後備兵は三十或は四十の、女房もあり子もある一家の中心であります、此壯丁を今日の如き時局に出征せしめて、屢々危險の地に置くと云ふことは甚だ吾々としては承服が出來ぬ事である、以上の點に就きまして、此最終の議會に於きまして、吾々國民は陸軍大臣より特く說明を聽く機會がありませぬから、どうぞ西伯利守備の爲めに出征の軍人の家族及關係者の安心の出來るやうな御說明を得たいのであります。

〔國務大臣田中義一君登壇〕

○國務大臣(田中義一君)　唯今北井君の御尋に對して御答致します、第一の今後日本は此狀況に於て增兵をする必要は無いか、斯う云ふ御尋であります、今日の如き狀態に於ては、今直ちに兵を增加すると云ふことは起るまいと思ひます、去りながら私共でも此將來の露西亞と云ふものが如何なる狀況になるであらうと云ふことは、甚だ判斷に苦しむのであります、若し此狀況が增兵を必要としますれば兵力を增加するに付て何等躊躇は致しませぬ、又田中大隊は何れの隊であつたかと云ふ御尋であります、是は大分の七十二聯隊であります、其中に豫後備兵が居つたかと云ふ御尋でありますが、豫後備兵は居りませぬ、尙今後兵を出すに、豫後備兵を召集するかと云ふ御尋、今日の所は縱し此後多少兵力を增加致しましても、現役兵を以て事を爲すと云ふ考で居ります

〔拍手する者あり〕

○議長(大岡育造君)　此際報告があります、大正八年度歳入歳出總豫算追加案は貴族院回付案があります、之を日程を變更して議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長(大岡育造君)　御異議が無ければ貴族院の修正部分の朗讀を命じます。

(第三號)大正八年度歳入歳出總豫算追加案
(貴族院回付)

〔原田書記官朗讀〕

(第三號)大正八年度歳入歳出總豫算追加案中貴族院回付の箇所左の如し

(第三號)大正八年度歳入歳出總豫算追加案

歳出臨時部

農商務省所管

第一款　產業獎勵費　金三十萬圓削除

第十八項　帝國開墾株式會社補助　金三十萬圓削除

右削除ノ結果豫算第一條歳入臨時部及合計額ニ金

三十萬圓減

○議長(大岡育造君) 此際總理大臣の發言の通告があります、之を許可致します。

〔國務大臣原敬君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣(原敬君) 唯今報告に相成りました追加豫算の事に付きまして、簡單に政府の所信を申述べまして、御參考に供したいと思ひます、貴族院に於ける修正の箇所は、唯今報告に依つて御了承に相成つた筈でありまするが要するに帝國開墾株式會社の補助に關しまして、此補助費を削除せられたのであります、段々其削除せられたる理由を承知致しました所では、如何にも會期切迫致して、之を審査するに餘裕が無いと云ふことであります、是は如何にも尤の事に思ふのであります、本日初めて貴族院に於ては此審査に着手せられたのであります、之を僅か數時間に迫つたる今日の會期に於て議了することは容易に出來ぬと云ふことは、已むを得ざる次第と考へるのであります、政府としては如何にも遺憾の次第でありますが、斯の如き數時間に會期の迫つた場合に於て、此審査が出來ぬと云ふことは如何にも已むを得ざる次第で、甚だ遺憾に考へます、而して此追加豫算中には如何なるものが含まれて居るかと申しますると、御承知の通り、神戸門司の築港、大阪に於ける警察費の歩合を變更致した爲めの費用、又は軍人恩給の費用、其他數多のものが、如何にも緊急にして已むを得ざる費用が多々掲げてある、此會期切迫の場合に於て、萬々一此追加豫算が不成立等に終りましては、如何にも國家の爲めに甚だ不幸なる結果を見るのであります、會期の延長を奏請したら如何と云ふことも一應考の浮ぶ事であります、併ながら茲に一兩日の會期延長を奏請致しまして、裁可を得ました所で、此一兩日間に、斯の如き問題の是非議了を望むと云ふことは如何にも無理なる注文と考へるのであります、故に斯の如き場合は屢々ある(「何故出した」「默れ」と呼ふ者あり)故に政府に於ては甚だ遺憾なる事に思ひまするけれども、此場合に於ては貴族院の修正に御同意あらんことを深く希望する次第であります(拍手起る)

○三木武吉君 總理大臣に對して質問があります、

○議長(大岡育造君) 御通告がありますから、許します。

〔三木武吉君登壇〕

○三木武吉君 私の質問は極く簡單な事柄でございます政府は帝國開墾株式會社の國庫補助に關する案を御提案になりました際に於ては、國民の食糧問題を解決するの方法として、前に開墾助成法案の提出を爲し、貴衆兩院に於て之が通過を見たのであるけれども、未だ是のみを以ては滿足することが出來ないと云ふ所から、最も緊急を要する案件として、當議場に此開墾會社の補助案を提出せられたのであります、吾々は會期切迫の際に斯の如き重要なる案の提出せらるゝと云ふことが、甚だ其當を得て居らない、又前に開墾助成法案を提出せられた際に於て、之に依つて帝國の食糧問題の解決が出來ると云ふことを傲語せられて居る是等の事實を以てすれば、今直ちに此案に對して贊成をすることは出來ない、寧ろ此處一年の時日を假し、十分なる調査研究を爲して、適當なる方法を攻究するのが宜いではないかと云ふ理由の下に、本案に對して反對を致したのであります、然るに政府が之に對する態度と云ふものは他の多くの法案に付て執るよりも、より一層熱心に本案の通過に盡力致し、又與黨の諸君も非常なる力を此案に注がれて、私共から申しますれば、不幸にして此案が我か衆議院を通過して貴族院に送付せらるゝやうになつたのであります、洵に國家の爲めに歎かはしい事であると思ふて居りました所、焉んぞ知らん賢明なる貴族院の諸公は、吾々の意を諒とせられたのでありませう、政府の態度及政友會の之に阿附する態度は國家の爲めに宜くないと信ぜられたのでありませう、言を會期切迫の故に藉りまして、遂に本案否決の運命を見たと云ふことは、我か衆議院の院議を尊重すると云ふ意味に於ては洵に遺憾でございます、我が衆議院の決議の權威を貴族院に蹂躙せられたが如き形に於きましては、吾々は非常に遺憾に感ずるのであります、政府以上に遺憾に感ずるのでございまするが、國家の爲めには洵に結構なる事で、吾々同志の爲めには實に痛快千萬な事であると感ずるのであります、唯々此に於て私が一言政府に御尋しなければならぬ、政府は今日斯の如き運命に遭遇するを知りながら、會期切迫の際此案を提出し、極力支持して、遂に貴族院の爲めに否決の運命を見、而も已むを得ず之に同意をせられたと云ふことは其意を諒とするか、諸公が此態度、此案に對する責任を如何にして帶びられるのでございませうか一寸承りたいのでございます。

○國務大臣(原敬君) 議長。

○議長(大岡育造君) 原總理大臣。

〔國務大臣原敬君登壇〕

○國務大臣(原敬君) 唯今三木君の御質問は、責任を如何にして取るかと云ふ御質問であります、斯の如き事はどう云ふ責任を取るのでありますか(「それが無責任だ」「やかましい」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君) 靜肅に……

○國務大臣(原敬君) 固より帝國議會は兩院より成立して居る、兩院の意見が一致せざる場合は幾らもあるのであります、政府は和衷協同の精神より致して、此間に處して色々なる處置を取らなければならぬ或は衆議院の議に從はなければならぬこともあるのであります、貴族院の議に從はなければならぬ事もありますが、去りながら其案が不幸にして通過致さず、殊に通過致さざる所の理由は、審査の期限が無いと云ふことであります、斯樣なる場合に於て、悉く責任を取ると云ふことは、如何に責任を重んずる人と雖も、是は餘程出來惡い事と思ふ、故に私は此際に於て(「問題が違ひます」と呼ふ者あり)此際に於て衆議院諸君に望む所は、貴族院の修正に同意して此追加豫算の全部の成立を希望するのであります、憲政會の諸君は反對せられたと云ふことでありますが今日に於ては御滿足らしい(「痛快」と呼ふ者あり)私は左樣なる事は考ふべきことでなからうと思ふ(「ひや〳〵」「會期切迫は初より分つて居る」「やかましい」「默れ」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君) 靜肅に……

○國務大臣(原敬君) 斯樣な事に一々御答する必要はありませぬけれども、帝國議會の會期は僅に二三箇月であります、多くの問題を悉く會期の初に提出する譯に參らぬのであります、審査に時を要する、色々事情があれば、隨分大問題でも、會期切迫の場合に提出を要することが多々あるのであります、此場合に於て幸に通過すればそれで宜い、然らざる場合に於ては、茲に相當なる處置を取るより仕方がない、前數回の議會に屢々前例を見る事であります(「問題が違ふ」「默れ」と呼ふ者あり)斯の如き事は審査に時を要し、調査に時を要し、段々會期の末に提出したることは、甚だ政府の遺憾とする所でありますけれども已むを得ぬ、さう云ふ場合は屢々あるのであります(「それは分つて居る」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君) 三木君……(「何です」「無禮な事を言ふな」と者あり)

○國務大臣(原敬君) 此案の通過を圖り、今日此に對して成立を希望するのでありますけれども、會期數時間に迫つた今日に於て、他の數多の案件の關係を考へますれば、此場合に於て寧ろ貴族院の修正に同意せられまして追加豫算全部の成立を希望致すのであります。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 小川平吉君。

○小川平吉君 貴族院の修正は會期切迫して審査の遑無しと云ふ理由であります、洵に事情已むを得ざるものと認めるのであります、吾々は此原案に對しまして贊成を表する意思は、今日に於て毫も變りはないのであります、併ながら此貴族院の削除の理由を全く無視すると云ふことは、甚だ穩當でないと考へます、況や此問題に就て吾々が前議を固執致しましたる結果として、不幸にして他の重要なる幾多の豫算案が總て不成立に終るが如きことがございましたならば、實に國家の不幸焉より大なるはなしと考へます(「ひや〳〵」と呼ひ拍手する者あり)故に此場合、吾々は姑く前議を翻しまして(笑聲起る)貴族院の修正に從つて、此追加豫算の全部を成立せしむると云ふことが、最も機宜に適したる處置であると考へますから、貴族院の修正に同意を致します。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 貴族院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

起立者　多數

○議長(大岡育造君) 多數――同意するに決せられました。

○岩崎勳君 議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に便宜上部落改善に關する建議案及び癩患者の救濟に關する建議案、此兩案を議題となし、委員長の報告を求め、且其審議を進められんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 日程變更に御異議はありませ

ぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、依て日程は變更せられました——癩患者の救濟に關する建議案を議題と致します——委員長河野徹志君

〔「理事の土屋君に願ひます」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　理事に代つて報告せられんことを望みます。

癩患者の救濟に關する建議案（土屋清三郎君外十三名提出）（委員長報告）

〔土屋清三郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○土屋清三郎君　癩患者の救濟に關する建議案は、本日午前中委員會を開きまして、委員と政府委員との質問應答を重ねました結果、政府は本案に對しては從來調査の結果、全部賛成を表するものであると云ふ御答辯を得まして、委員會は滿場一致之を可決致しましたのであります此段御報告申します。

〔拍手起る〕

○岩崎勲君　本案は委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　別に御異議なきに依り、委員長報告の通り可決したることを宣告致します——部落改善に關する建議案を議題と致します——委員長福井三郎君。

部落改善に關する建議案（福井三郎君外十名提出）（委員長報告）

〔福井三郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○福井三郎君　委員會の經過並に結果を御報告を致します、本案の委員會は先づ今朝を以て委員長理事の互選を致しまして、不肖本員が委員長に當選致しました、引續いて會議を開きました、政府側よりは陸軍當局、內務當局、文部當局等所管政府委員の出席を求めまして、質疑應答の結果、全會一致を以て原案を可決致しましたのであります、之に就て其可決に至る迄の內容を經過として、少しく御報告申して置く必要があらうと存じます、何故ならば本案は一部の同胞に最も了解を得べき必要の案でございますから、少しく其內容を御報告を申して置きます、先づ委員側より質問として六つの問が起りましたのであります、大別致しまするとーー其一つは、部落民を官公吏に採用することを否むや否や、第二は、從來官公文書に身元調査等の爲めに特殊部落又は其他忌むべきの文字を記載して應答することがあるらしいが、今後も續いて左樣な事をするのかしないのかと、又軍隊內に於て一般同胞と此種の人達より出たる所の兵卒と寢食を異にせしむる杯と云ふやうな特殊の取扱をしたる例があるか、ありとすれば今後もそれを繼續するや否や、第四は、敎育上に於て諸學校で一般の同胞より出たる生徒と、或は室を區別するとか、取扱を異にするとか云ふやうな事が從來あつたか無いか、あるとすれば今後それを繼續するや否や、第五は、部落の改善に付て團體でも組織したらば、一つの改善方法が立ちはせぬかと思ふが政府に其意思ありや否や、又物質的改善方法として企てる事には、種々費用の要る事があるが、改善に必要なる費用としては、或る程度迄の金額は國庫より支出するに於て異議なきや否や、斯う云ふ事が委員會で質問もせられたのであります、政府は之に對して斯う言つて居るのであります、第一の問たる部落民を官公吏に採用をして居ると云ふことは、現在にある、今後も無論才俊が現はるれば、區別なく其上より用ゐる筈であつて、寸毫も之を區別はしない疎外はしない、斯う云ふ事であります、それから第二の公文書の身元調等に、特殊部落とか又は其他忌むべきの文字を以て應答をするとか云ふことがあるか無いかと云ふことに付ては、政府は非常に此の答には苦痛を感じて居る、何故ならば、斯う云ふ御答でありました、明治四年の八月に忌むべき舊稱呼を廢せられて、四民同等の待遇を下さるべき一視同仁の大御聖旨に背かざらんことを務めて、爾來其の心を以つて之れを扱ふて來たのであるけれども、雙方の關係が勢ひ自然の疎隔を爲すに至つたのである。で此の種の人達は一種住居を異にして、同じ所に住つて居ない、さうして自づから一般同胞には遠ざかると云ふ傾がある、一般同胞も亦自から此の人達を忌避する傾があるからして、それで進まざる者は、益々低下するやうな有樣である、それから一方の方は益々忌避する傾があるから、是れでは捨てゝ置けない、改善しなければならぬと云ふことで、改善の方法として幾度も種々の手當を施すことを企てた、で企てゝ今も尙ほ實地にやりつゝあるが、其のやりつゝある事柄を成遂げるやうに何とかしなければならぬ、一般國民も何とも言はず一部の人の改良と云つても、唯一部だけであると云ふことは自から明かであるから、已むを得ずば其の稱呼を廢して、新平民として改善すると云ふ意味で、代名詞を新平民と變へたのであつた、此の新平民と云ふ最も忌むべき斯う云ふ稱呼を受けることになつて居つたのであるが、それで新平民其人達が甚だ迷惑を來したのであるから、名前を變へると云ふことは如何にも尤もに思ふから、宜しく變へて新平民と云ふ稱呼を用ゐしめぬと云ふことで、左樣な代名詞を用ゐた、それを又此で改めて特種部落民と斯う云つて來た、それだから地方民は特種部落と變つて來て一寸宜かつたがそれも終には特種部落民と稱することは、此間までの新平民と云ふ事を特に言換へたと云ふ事が分つて見ると、其間に總稱せらるゝ人達が又苦しがつて來た當局も屢々さう稱せられる人から、直接小言を受けて如何にも尤なやうに感ずる特種部落の稱呼も宜くないと斯う考へて、今度は細民部落と言つて見たけれども、細民部落と云つても、改善の方法として斯う云ふ表を作つたり、樣々やつて居る、此表にもある通り何とか改善するに宜いやうな代名詞を使はなければならぬと云ふので、特種部落を今度は細民部落と云つて、此表にも細民部落階級と稱してある、斯う云ふことである、何とか代名詞が無ければ困ると、斯う云ふて此名が付いたが、是でも納まらぬ、細民部落と言へば例へば貧乏を標榜して居るやうなことであるにも拘らず、何ぞ圖らん其中には陶朱猗頓を欺くやうな者もある、それなどは決して細民ではないと云ふ事實もあつて、細民部落と云ふのも穩ならぬ、で如何にも困る、此事に付ては今尙考慮中考へ中で、何か良い工夫は無いか知らぬ、斯う云ふやうなことであつた、故に此稱呼は一般國民と區別して稱へたくない、別に區別した名前を付けて呼びたくはないが、一般國民の中から一部分の稱呼を廢して差支へると云ふやうな理窟も立たぬから、何とか代名詞が無ければどうも捉へ所がない、言ひやうがない、そこで以て此名前を著けて居るのであるが是が或は其間に特種の名前で、特殊に扱ふと云ふことに當りはしないのであらうか、斯う云ふことである、其外に於ては身元調の中に舊何族に屬する者であると云ふ、忌むべき稱呼を付けて、人の卑しむやうなことは總て致して居ないが、若し區別して取扱はれた者が假りにあつたとしたならば、有つた所に於て間違つてして居れば此後は斷じて左樣な事はせしめないやうにする積りである、今後も無[illegible]として左樣な區別した取扱はしない、一般普通の取扱をして、若し過つてする所があれば、嚴重に戒飭を加へて左樣な事をせしめず、一般同胞と何等異らない扱をする積りである、斯う云ふ答であるのです、それから軍隊に於ては初めより區別は付けない、少しも區別は付けず、又細民部落と言ふたこともなければ、特種部落と言ふたこともなし、何等の區別も付けずに一般の同胞と同樣にして居る、けれども茲に一つ誠に悲しむべき事がある、何故ならば其人達が自分自ら僻んで、何となく繼子のやうになる、さうなると附合惡びなと云ふ結果、一般の同胞より出でたる者が、其親しき同胞の間を忘れて自から去る者日に疎しと云ふことに立至る、それが自然に何等か一目して變つた扱をするやうなことにもなりはしまいかと思ふ、故に此建議が有つて、此不幸なる一部の同胞を改善して行くと同時に、其改善向上をせしめやうとする、其人達自身自ら勵んで、多くの同胞と何等變らない、多くの國民と同し資格を持て居ると自ら先づ身體も淸くし、其行も高尙にし、其住居も成べく淸潔に爲し、其行も勇くして、此人達が自ら向上して呉れると云ふ方法が立たなければ、改善せんと欲しても改善することは出來ないと云ふことになる、此人達にも自身向上すると云ふ心を持つて貰ふと同時に、又國民としても出來得る限り之に力を盡して、此不幸なる同胞一部の改善向上に努めなければならぬものである、此事に付ては政府は內務省の當局とても少しも異議は無いと云ふ、斯う云ふことでありました、それから文部省に於ても此種の人を敎員に用ゐたことがある、用ゐたことも現在最近まであつた、それは其人自ら退職をした、何故ならば其人にも自ら僻みの心が起き、一方にも亦左對な眼を以て見る人もあるやうなことで、其間が餘り面白くなくて、自ら退職したこともある、それから智識の點で、其種に屬する人の向上進步の經過はどうであるかと云ふに、其一派の國民は敎へれば覺える、敎へさへすれば覺えると云ふにも拘はらず、一部不幸なる此種の人達は、敎へぬから進まぬのである、敎へても進まぬかと云ふに斷じてさうでない

現在文部當局の政府委員の言はれるのに、自身は金澤の高等學校を卒業して、東京の帝國大學に入つたのであるが、其間金澤高等學校時代から連立つて、それで帝國大學まで一緒に居つた共に卒業した、而も中々優等であり俊才であつた、知つて居る限りの人に斯う云ふ人があるから、其他にも所謂高才逸足の士が往々あると云ふことも知つて居る、惟ふに知らざる範圍に於ても多いだらうと云ふことである、故に學校に於て之を區別すると云ふ如き傾があれば最も悪い事と思つて警めて居るけれども、寒村僻地に至つては或は隅にはさう云ふ事が、文部當局の知らざる範圍に於て無いとも保證が出來ないが、有つたとすれば、嚴重に戒飭を加へて、一般同胞と異なる所なく教へしめることに努める積りであります、斯う云ふ御答であります、歸する所委員會の質疑應答の結果は、國家の力の及ぶ限りを注がねばならぬと同時に、又此人達が自分自ら奮ひ自ら進んで、向上心を以て行くと云ふことにしなかつたならば、助けても行はれないのであるからして、此人達にも汎く此意味を知らしめて、自ら向上する考を持つて貰ふやうに導かう、隨て一般國民も亦大御心に、即ち先帝の大御心に立戻つて、さうして自ら覺醒をしなければいけない、此一部の不幸なる人を疎外したり賤んだり、嫌忌したりするが如きは、所謂陋習の未だ破れざるものである、迷夢の未だ醒めざるものであつて、獨り此不幸なる一部の人のみが進歩改善に後れて居ると云ふのみならず、大に進んで居る此國民一般が、此陋習を破る事が出來ないのは、甚だ以て同胞に對して無情なるのみならず、又甚だ務としても缺けたりと言はなければならぬのであるから、一般國民は汎く自ら覺醒すべし、不幸なる此人達は自ら進んで改善の緒に就くべし、斯う云ふ事を成べく多く世の中に知らしむるやうな方法を執りたい、而して政府の意見としては、世話は成べく——公共の團體或は地方の自治の團體等に向つて、改善進歩の仕事をせしめて、それに幾何かの出來得るだけの經濟の許す範圍の金額を補助することにしたいと思ふ、それも今日幾何の金を如何なる方法に依つて出すかと云ふことは、今日咄嗟に開かれたる委員會に向つて答へる程の案を持つて居らぬからして、それは異日の事にして貰ひたい、唯々今まで此の改善を計つたる團體に向つて、一萬八百圓程の金を出して居る、斯う云ふ事である、それは極めて僅少の金であるが、それをどう云ふ風に出して居るかと云ふ事を聞いたら、内務省の地方改良費の五萬圓の中から是は有益な方法であるとか、是は有効な企であるとか、此改善に向つては顯著なる効力があると認めたものに幾何かづつの即ち褒美奬勵の意味である、それが立どころに資本金になつて、大に働けやうと思ふ程の金ではない、根が地方改良費の五萬圓の中から、全國に散在して居る者に向つて分配するのであるからして、其少額なることは又致方がない譯である此に於て或る限度までの金を政府が支出すると云ふことは、出來ぬかと云ふ折衝も致しました所が出來ない事も無からうけれども、唯今申す通り、今出來た委員會に向つて今幾らの年額を補助しやうと云ふやうな答をする程の成案は持たぬから、是より政府も其考慮をして、大に改善の方法を圖つて見やう建議案其ものに付ては全然異議はない、斯う云ふ事でございました故に委員會は斯樣な經過を經て、全會一致を以て本案を可決致しましてございます、茲に御報告申します。

〔拍手起る〕

○岩崎勲君　本案は委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　別に御異議もありませぬから本案は委員長報告通り可決したることを宣告いたします——唯今貴族院の方に、尙ほ法律案が議了せられぬものがあります、此關係から暫く閉會を告ぐるには待たなくちやならぬのでありますから暫く休憩致します。

午後三時五十四分休憩

午後五時三十四分開議

○議長(大岡育造君)　新たに議席に著かれたる方を紹介致します、高知縣選出議員濱口雄幸君。

〔濱口雄幸君起立〕

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君)　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一今二十六日貴族院に於て本院の送付に係る左の議案を可決したる旨同院より通牒を受領せり

(特第一號)大正八年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

(第四號)大正八年度歳入歳出總豫算追加案

都市計畫法案(政府提出)

市街地建築物法案(政府提出)

阿片法中改正法律案(政府提出)

大正四年法律第十六號中改正法律案(政府提出)

農工銀行法中改正法律案(本院提出)

司法代書人法案(本院提出)

一今二十六日貴族院に於て本院の送付に係る左の議案に對し承諾することを議決したる旨同院より通牒を受領せり

大正六年度豫備金支出の件(承諾を求むる件)

大正六年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件(承諾を求むる件)

大正六年度特別會計豫備金支出の件(承諾を求むる件)

大正六年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件(承諾を求むる件)

大正六年度大正三年臨時事件豫備費支出の件(承諾を求むる件)

大正六年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件(承諾を求むる件)

大正六年度帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件(承諾を求むる件)

一今二十六日貴族院に於て本院の送付に係る(追第二號)豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件は一般會計農商務省所管帝國開墾株式會社補助の件を否決し他は可決したる旨同院より通牒を受領せり

一議員の異動左の如し

高知縣郡部選出議員白石直治君の補充として濱口雄幸君當選せられたり

一今二十六日内閣總理大臣より左の通牒を受領せり

本月二十七日貴族院に於て帝國議會閉會式執行被仰出候

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一今二十六日貴族院に於て左の議案を否決したる旨同院より通牒を受領せり

借地法案(政府提出)

○議長(大岡育造君)　休憩前に引續いて會議を開きます、日程第七乃至第百二は、請願特別報告なるを以て、例に依り一括議題と爲し、委員長の報告を求めます、佐々木文一君。

第七　(特別報告第九十九號)朝鮮に官幣神社奉祠の請願　(委員長報告)

第八　(特別報告第百九號)質屋取締法中改正の請願　(委員長報告)

第九　(特別報告第百二十三號)家畜市場法中改正の請願外四件　(委員長報告)

第十　(特別報告第百五十九號)家畜市場法中改正の請願　(委員長報告)

第十一　(特別報告第二百十二號)質屋取締法中改正の請願外十一件　(委員長報告)

第十二　(特別報告第二百七十二號)東京市制を設くる請願　(委員長報告)

第十三　(特別報告第二百七十四號)部落改善の請願　(委員長報告)

第十四　(特別報告第二百八十九號)家畜市場法中改正の請願　(委員長報告)

第十五　(特別報告第二百九十六號)滿洲競馬法制定の請願　(委員長報告)

第十六　(特別報告第二百九十七號)上牛山村に無集配郵便局設置の請願　(委員長報告)

第十七　(特別報告第二百九十八號)野崎郵便局に集配事務開始の請願　(委員長報告)

第十八　(特別報告第二百九十九號)彥島村郵便局の位置を變更し並集配事務開始の請願　(委員長報告)

第十九　(特別報告第三百號)内日郵便局に電信事務開始の請願　(委員長報告)

第二十　(特別報告第三百一號)沼津及三島郵便局通話區域變更の請願　(委員長報告)

第二十一　(特別報告第三百二號)奈留島郵便局に電信事務開始の請願　(委員長報告)

第二十二　(特別報告第三百三號)五千石郵便局に集配事務開始の請願　(委員長報告)

第二十三　(特別報告第三百四號)吉田村に

郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十四　（特別報告第三百五號）多羅尾村に無集配三等郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十五　（特別報告第三百六號）大野郵便局に集配事務取扱開始の請願　（委員長報告）

第二十六　（特別報告第三百七號）德島郵便局電話普通區域編入の請願　（委員長報告）

第二十七　（特別報告第三百八號）芝生郵便局に電信電話事務開始の請願　（委員長報告）

第二十八　（特別報告第三百九號）西志和郵便局に電信並集配事務取扱開始の請願　（委員長報告）

第二十九　（特別報告第三百十號）高田郵便局に特設電話設置の請願　（委員長報告）

第三十　（特別報告第三百十一號）平町郵便局を二等局に變更の請願　（委員長報告）

第三十一　（特別報告第三百十二號）大代郵便局に電信事務開始の請願　（委員長報告）

第三十二　（特別報告第三百十三號）大代郵便局特設電話新加入者許可の請願　（委員長報告）

第三十三　（特別報告第三百十四號）安塚、菱里郵便局間電信事務開始の請願　（委員長報告）

第三十四　（特別報告第三百十五號）三山木郵便局管轄區域を變更し集配並電信事務開始の請願　（委員長報告）

第三十五　（特別報告第三百十六號）野洲町に特設電話設置の請願　（委員長報告）

第三十六　（特別報告第三百十七號）頴娃村上別府青戸に無集配郵便局設置の請願　（委員長報告）

第三十七　（特別報告第三百十八號）猿川村大字田に三等郵便局設置の請願　（委員長報告）

第三十八　（特別報告第三百十九號）志木町郵便局電話急設の請願　（委員長報告）

第三十九　（特別報告第三百二十號）上市村井村字足立に郵便局設置の請願　（委員長報告）

第四十　（特別報告第三百二十一號）大崎町桐ヶ谷に無集配郵便局設置の請願　（委員長報告）

第四十一　（特別報告第三百二十二號）富河局を集配郵便局に變更の請願　（委員長報告）

第四十二　（特別報告第三百二十三號）靜浦村に無集配郵便局設置の請願　（委員長報告）

第四十三　（特別報告第三百二十四號）靜浦村を沼津郵便局の電話通話區域に編入の請願　（委員長報告）

第四十四　（特別報告第三百二十五號）一宮郵便局に電信並電話事務開始の請願　（委員長報告）

第四十五　（特別報告第三百二十六號）靜岡地方裁判所沼津支部復活の請願　（委員長報告）

第四十六　（特別報告第三百二十七號）高崎區裁判所復舊の請願　（委員長報告）

第四十七　（特別報告第三百二十八號）浦幌村に登記所設置の請願　（委員長報告）

第四十八　（特別報告第三百二十九號）網走區裁判所權限擴張の請願　（委員長報告）

第四十九　（特別報告第三百三十號）斜里村に登記所設置の請願　（委員長報告）

第五十　（特別報告第三百三十一號）宇都宮監獄移轉の請願　（委員長報告）

第五十一　（特別報告第三百三十二號）福井村に富岡區裁判所出張所設置の請願　（委員長報告）

第五十二　（特別報告第三百三十三號）御宿町に登記所設置の請願　（委員長報告）

第五十三　（特別報告第三百三十四號）諏訪村笹平に登記所設置の請願　（委員長報告）

第五十四　（特別報告第三百三十五號）領家村の內黑目、龜谷登記所管轄區域變更の請願　（委員長報告）

第五十五　（特別報告第三百三十六號）町村立小學校敎員給料國庫支辨の請願外一件　（委員長報告）

第五十六　（特別報告第三百四十號）町村費輕減の爲國庫下渡金增加の請願　（委員長報告）

第五十七　（特別報告第三百四十五號）岐阜富山間縱貫鐵道敷設の請願　（委員長報告）

第五十八　（特別報告第三百四十八號）石狩北見聯絡鐵道速成の請願　（委員長報告）

第五十九　（特別報告第三百五十號）野岩羽鐵道延長の請願外一件　（委員長報告）

第六十　（特別報告第三百五十一號）中央線中野、八王子間鐵道電車併用の請願　（委員長報告）

第六十一　（特別報告第三百五十二號）渚滑サクール間輕便鐵道速成の請願　（委員長報告）

第六十二　（特別報告第三百五十三號）美幌相生拓殖事業鐵道敷設速成の請願　（委員長報告）

第六十三　（特別報告第三百五十四號）日勝線鐵道速成の請願　（委員長報告）

第六十四　（特別報告第三百五十五號）豐州線杵築驛位置變更の請願　（委員長報告）

第六十五　（特別報告第三百五十六號）東村大字右[illegible]へ停車場設置の請願　（委員長報告）

第六十六　（特別報告第三百五十七號）古川に停車場設置の請願　（委員長報告）

第六十七　（特別報告第三百五十八號）吉野縱貫鐵道敷設の請願　（委員長報告）

第六十八　（特別報告第三百五十九號）石北線敷設の請願　（委員長報告）

第六十九　（特別報告第三百六十號）栃木、古河町間及栃木、鹿沼今市間鐵道敷設の請願外二件　（委員長報告）

第七十　（特別報告第三百六十一號）仙臺山形間鐵道敷設の請願外一件　（委員長報告）

第七十一　（特別報告第三百六十二號）上越鐵道敷設線路一部變更の請願　（委員長報告）

第七十二　（特別報告第三百六十三號）中津川、下呂間鐵道敷設の請願　（委員長報告）

第七十三　（特別報告第三百六十四號）都賀鐵道敷設の請願　（委員長報告）

第七十四　（特別報告第三百六十六號）新見三次間鐵道敷設の請願外三十件　（委員長報告）

第七十五　（特別報告第三百六十七號）文官恩給者の恩給增額の請願　（委員長報告）

第七十六　（特別報告第三百七十一號）鹽專賣法中改正の請願　（委員長報告）

第七十七　（特別報告第三百七十二號）日下部稅務署復活の請願　（委員長報告）

第七十八　（特別報告第三百七十三號）岩內町の財政救濟に關する請願

（委員長報告）

第七十九（特別報告第三百七十四號）警部退隱料及遺族扶助料法制定の請願（委員長報告）

第八十（特別報告第三百七十五號）三津口港灣利用調査の請願（委員長報告）

第八十一（特別報告第三百七十六號）大阪市水源地營造物に因る損害補償の請願（委員長報告）

第八十二（特別報告第三百七十七號）舊八重洲橋復舊の請願（委員長報告）

第八十三（特別報告第三百七十八號）多摩川改修費並水源涵養費國庫支辨の請願（委員長報告）

第八十四（特別報告第三百七十九號）東京灣治水に關する請願外一件（委員長報告）

第八十五（特別報告第三百八十號）臺灣統治に關する請願（委員長報告）

第八十六（特別報告第三百八十一號）氷見郡沿海内に漁港修築の請願（委員長報告）

第八十七（特別報告第三百八十二號）佐香村大字坂浦に集配郵便局設置の請願（委員長報告）

第八十八（特別報告第三百八十四號）上國崎村に郵便局設置の請願（委員長報告）

第八十九（特別報告第三百八十五號）關都郵便局を集配局に復舊の請願（委員長報告）

第九十（特別報告第三百八十六號）白岩村大字白岩に三等郵便局設置の請願（委員長報告）

第九十一（特別報告第三百八十七號）柏崎高崎間直通電話架設の請願（委員長報告）

第九十二（特別報告第三百八十八號）川上村泊郵便局に集配事務開始の請願（委員長報告）

第九十三（特別報告第三百九十號）七里村に登記所設置の請願（委員長報告）

第九十四（特別報告第三百九十一號）東京區裁判所所屬執達吏の職務執行改善に關する請願（委員長報告）

第九十五（特別報告第三百九十二號　町村費輕減の爲國庫下渡金增加の請願（委員長報告）

第九十六（特別報告第三百九十六號）久慈那珂兩郡より氏家町間太子線速成の請願（委員長報告）

第九十七（特別報告第三百九十七號）所子村に停車場設置の請願（委員長報告）

第九十八（特別報告第三百九十八號）清海村に停車場設置の請願（委員長報告）

第九十九（特別報告第四百號）臺灣取引所設立速成の請願（委員長報告）

第百（特別報告第四百一號）和束郵便局に電信電話事務開始の請願（委員長報告）

第百一（特別報告第四百二號）里庄郵便局に電信電話並集配事務開始の請願（委員長報告）

第百二（特別報告第四百三號）天鹽線鐵道天鹽市街經由の請願（委員長報告）

〔佐々木文一君登壇〕

〔拍手起る〕

○佐々木文一君　請願委員會の經過及結果を御報告申上げます、此日程に入るに先立ちまして、當期議會に於きまする請願委員會の經過の大要を申上げますれば、委員會を開きました度數が三十三回、其中二十二回は分科會でございます、而して此請願の件數及び採否の事柄は、追て書記官より御報告になりまするから、之を省略致します、唯々本年の請願の數は、前議會の千四百三十二に對しまして、二千九十七と云ふ多數の件數を議了致しました、是には偏に委員諸君の勵精の結果であると云ふことを申上げ置きまする、此日程に付きましては、第七より百二に至りまする九十六件、何れも愼重に審議の上、院議に付すべきものとして、採擇と決しましてございます、此段御報告申上げます。

〔拍手起る〕

特別報告第九十九號

意見書

請願文書表第六一四號

朝鮮に官幣神社奉祀の請願　茨城縣北相馬郡文間村大字立木二千二百十一番地平民農海老原新太郎外八名呈出（紹介議員小久保喜七君）

右請願の要旨は我か帝國と朝鮮との關係は遠く天祖の皇弟素戔鳴男命の御代に始まり　明治天皇陛下の御代即明治四十三年に至り該土は遂に我か帝國に併合せられ爾來我か國の德化に浴し文化日に進み昔日の比に非すと雖尙韓民をして我か國民と同化融合せしめむと欲せは帝國固有の倫理常綱を宣傳普及し祖先崇拜の觀念を起さしめさるへからす而して祭祀を重し敬神の誠を竭すは我か國民道德の大本なり如上の趣旨に依り朝鮮に素戔鳴男命と御子五十猛命とを祭神と爲し神功皇后、武内宿禰を相殿と爲し官幣大社朝鮮神宮を奉祀し以て一般韓民に敬祖敬神の思想を鼓吹普及せしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百九號

意見書

請願文書表第四八二號

質屋取締法中改正の請願　廣島縣廣島市廣瀨町三百四十五番地無職玉木德一郎外九十六名呈出（紹介議員早速整爾君）

右請願の要旨は質屋取締法は明治二十八年三月公布せられ今より二十有餘年前の制定に係り其の目的たるや行政警察の便宜を主としたるか如し爾來時勢の進步に伴ひ斯業の狀態は大に其の趣を異にして法律の精神と社會の實狀とは全く相容れさるものあり依て質屋取締法（一）第三條中「確認シタル後」とあるを「認メタル後」と爲し（二）第五條第二項に「但シ質置主ニ於テ之ヲ必要トセサルトキハ交付セサルコトヲ得」及（三）第九條第二項に「但シ容積巨大ナルモノ若ハ取扱不便ナルモノニ對シテハ相當ノ保管料ヲ收受スルコトヲ得」を追加し（四）第十一條中「經過ノ後何時タリトモ其ノ質物ヲ處分スルコトヲ得」とあるを「經過ノ時ヲ以テ所有權ヲ取得ス」に改め（五）第六條を「善意無過失ニテ盜品又ハ遺失物ヲ質物ニ取リタルトキハ共擔分損ニ因リ質屋ハ被害者ヨリ貸金ノ半額辨償ヲ受ケ其ノ物件ヲ返還ス若被害者知レサルトキハ不正品タルコトノ發見セラレタル時ヨリ六箇月間保管シタル後質屋ハ所有權ヲ取得ス但シ刑法第二百四十四條ノ犯罪物件ニ付テハ此ノ限リニ在ラス」と改められたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百二十三號

意見書

請願文書表第五九號

家畜市場法中改正の請願　埼玉縣北埼玉郡埼玉村大字埼玉二百二十七番地平民湯本義憲外四百三十六名呈出（紹介議員齋藤珪次君外二名）

同　第四五八號

同上　埼玉縣大里郡御正村大字三本八番地農長谷川宗治外百二十五名呈出（紹介議員齋藤安雄君）

同　第五八六號

同上　群馬縣前橋市諏訪町群馬縣牛馬商組合長大澤哉治外十一名呈出（紹介議員武藤金吉君）

同　第六一五號

同上　群馬縣吾妻郡岩島村平民牛馬商組合長田中庄平呈出（紹介議員武藤金吉君）

同　第七二四號

同上　岩手縣稗貫郡八幡村大字江曾二十一番戶平民農柳原義一外三百七十二名呈出（紹介議員高橋嘉太郎君）

右請願の要旨は馬匹は農家一般に飼養し以て農業の運搬に使用され從來其の賣買交換等は當事者相

互に臨時隨意に之を行ひ來りたるものにして敢て何等の不都合を感せさりしなり然るに一度家畜市場法行はれて以來一頭の馬匹を賣買交換せむとするにも幾多の勞費を徒費せさるへからすして農家の生産を害し其の弊に堪へさるものあり依て家畜市場法第一條より馬を除外せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第百五十九號

意見書

請願文書表第一四九六號

家畜市場法中改正の請願　岩手縣和賀郡江釣子村大字北鬼柳第二十一地割字田中一番ノ一平民農高橋德兵衞外百三十六名呈出（紹介議員高橋嘉太郎君外一名）

右請願の要旨は馬匹は農家一般に飼養し以て農業運搬に使用され從來其の賣買交換等は當事者相互に臨時隨意に之を行ひ來りたるものにして敢て何等の不都合を感せさりしなり然るに一度家畜市場法行はれて以來一頭の馬匹を賣買交換せむとするにも幾多の勞費を徒費せさるへからすして農家の生産を害し其の弊に堪へさるものあり依て家畜市場法第一條より馬を除外せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百十二號

意見書

請願文書表第七四六號

質屋取締法中改正の請願　朝鮮京城府本町四丁目百十二番地平民質商橋本茂雄外七十七名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

同　第七四七號

同上　朝鮮平安道鎭南浦府三和町九十六番地平民質商片掛みつ外九名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

同　第七四八號

同上　朝鮮忠淸南道大田郡大田面本町一丁目平民質商井上洌外十名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

同　第七四九號

同上　朝鮮釜山府富平町二丁目三十一番地平民質商上野階右衞門外七名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

同　第七五〇號

同上　朝鮮京城府龍山榮町三十二番地平民龍山質屋組合取締松本彌三外二十二名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

同　第七五一號

同上　朝鮮京畿道仁川府花町一丁目五十八番地平民質商板倉伊平外六名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

同　第七五二號

同上　朝鮮慶尙北道大邱府田町四十九番地平民質商大塚健治郎外四名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

同　第七五三號

同上　朝鮮咸鏡南道咸興大和町二丁目平民質屋業武藤雷藏外三名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

同　第七五四號

同上　朝鮮平壤府旭町十二番地平民山村章外十二名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

同　第七五五號

同上　朝鮮全羅南道木浦府幸町二丁目保見つね外十七名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

同　第七九五號

同上　朝鮮全羅南道光縣郡光縣東面東門道二十二番地平民質商千原靜男外二名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

同　第一四九〇號

同上　朝鮮京城府惠化洞百十九番地平民李完翼外二十五名呈出（紹介議員牧山耕藏君）

右請願の要旨は質屋營業は下層社會の金融機關として最も必須のものなるに現質屋取締法は明治二十八年の制定に係るを以て時代の推移に伴はす却て本法制度の趣旨を沒却するものあるを以て同法中（一）第三條に「確認シタル後」とあるを「認メタル後」と改め（二）第五條第二項に「但質置主ニ於テ之ヲ必要トセサルトキハ交附セサルコトヲ得」との趣旨を附加すること（三）第十一條中「經過ノ後何時タリトモ其ノ質物ヲ處分スルコトヲ得」とあるを「經過ノ時ヲ以テ所有權ヲ取得ス」との趣旨に改むること（四）第十六條を「善意無過失ニテ盜品又ハ遺失物ヲ質物ニ取リタルトキハ被害者ノ請求ニ依リ質取主ハ貸金半額ノ辨償ヲ受ケ其ノ物件ヲ返還ス若被害者知レサルトキハ不正品タルコトヲ發見セラレタルトキヨリ六箇月間保管シタル後其ノ所有權ヲ取得ス但刑法第二百四十條ノ犯罪物件ニ付テハ此ノ限ニ在ラス」との趣旨に改むること（五）現在に於て不正業者は組合員以外の者に多く爲に善良なる組合員も不利益の取締を受くる有樣なるを以て强制組合に關する規定を以て自ら警制するの道を開くと共に取締上の利便に供すること等の諸點を追加改正せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百七十二號

意見書

請願文書表第一六五四號

東京市制を設くるの請願　東京市長法學博士子爵田尻稻次郎呈出（紹介議員鳩山一郎君外七名）

右請願の要旨は東京市は輦轂の下に在る帝國の首府にして人口二百四十萬を有し一歳の經費支出總額五千萬圓に達し又市の事業としては目下著手中のもの及將來に起工完備を要する大事業多々あり其の規模の厖大にして經營の多端なる各市各府縣と比すへくもあらす然るに斯る大都市を律するに他の小都市と同一市制を以てせんとす容易に其の治績を擧くる能はさるや論を俟たす是を以て本市をして普通市制の羈絆を脫し特別高級の市制を布き內務大臣の監督に直屬せしめ市內に於ける衞生交通に關する警察事務を掌理する等本市の現狀に鑑み本期議會に於て帝都に適合すへき新法を制定し東洋の大都市たるに耻ちさらしめられむことを東京市會の議決を經て請願すと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百七十四號

意見書

請願文書表第一六六五號

部落改善の請願　京都府京都市下京區東七條下之町十番地會社員明石民藏外九名呈出（紹介議員福井三郎君外六名）

右請願の要旨は我か國に於て四民平等の原則は先帝陛下の御誓文に依りて明なり然るに現時尚特種部落を云爲して輕侮賤視する嫌あるは洵に聖代の恨事に屬す依て政府は斯る弊害を打破し部落民の改善を實行し一般國民と和衷協調し四民平等一視同仁の　聖旨を貫徹し以て國家の福利を增進せられむことを私見を具して請願すと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百八十九號

意見書

請願文書表第一七二六號

家畜市場法中改正の請願　宮城縣名取郡岩沼町字東館下一番地士族農古內省三郎外百八十名呈出（紹介議員村松龜一郎君外一名）

同　第一八八八號

同上　青森縣上北郡百石村字上明堂九番地士族商高橋歎吉外三十九名呈出（紹介議員高橋嘉太郎君）

右請願の要旨は馬匹は農家一般に飼養し以て農業運搬に使用され從來其の賣買交換等は當事者相互に臨時隨意に之を行ひ來りたるものにして敢て何等の不都合を感せさりしなり然るに一度家畜市場法行はれて以來一頭の馬匹を賣買交換せむとするにも幾多の勞費を徒費せさるへからすして農家の生産を害し其の弊に堪へさるものあり依て家畜市場法中第一條より馬を除外せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百九十六號

意見書

請願文書表第一八五五號

滿洲競馬法制定の請願　東京府東京市麻布區簞笥町六十三番地士族出版業牛丸潤亮呈出（紹介議員古川淸君）

右請願の要旨は內地の馬匹改良方法に付ては他に

途あらむも邦人か滿蒙及西比利亞方面に活動するには特に馬匹に對する思想を普及せしむるに在り其の方法として馬券を發行して競馬を行はしむるを以て最捷徑なりとす殊に滿洲地方に於て行ふときは蒙古方面の馬匹を誘致改良すると同時に在住邦人の事業として諸種の牧畜及家畜飼養等の發達を企圖し殖民地發展策と相俟て有効適切なる方法なり依て政府は速に滿洲に適用すへき競馬法を制定し邦人の馬匹に對する思想の向上と共に蒙古馬匹の改良を計り他日有事の用に資せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百九十七號

意見書

請願文書表第一一五號

上半山村に無集配郵便局設置の請願　高知縣高岡郡上半山村長西岡寬呈出（紹介議員岡田泉君）

右請願の要旨は高知縣高岡郡上半山村は戶數七百七十餘戶を有し村内の中央には高知種馬所上半山村種馬所及製糸工場等ありて郵便事務の繁多なるに拘らす所轄郵便局に到るには一里乃至三里あるのみならす交通不便なる爲關係村民の困難尠からす依て上半山村に無集配郵便局を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百九十八號

意見書

請願文書表第七九四號

野崎郵便局に集配事務開始の請願　栃木縣那須郡野崎村長蓮見佐太郎外三十四名呈出（紹介議員渡邊陳平君）

右請願の要旨は栃木縣那須郡野崎村は戶數六百餘人口四千を有し東北本線は村の中央を橫斷し野崎驛を控ふるを以て多數貨物の出入あるのみならす各種豐富なる產物に富み就中春夏秋三期の馬市等ありて取引の頻繁に伴ひ郵便事務の劇增を來すのみならす官公署の設立ありて通信機關の完備を要すること切なるものあり然るに野崎郵便局には集配事務取扱なき爲道路險悪にして遠隔なる佐久山局を經由し逆送集配するか然らされは其の他の隣局に至り依托するか如き有樣にして不便尠からす依て右野崎局に集配事務取扱を開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二百九十九號

意見書

請願文書表第一五五四號

彥島村郵便局の位置を變更し並集配事務開始の請願　山口縣豐浦郡彥島村長植田謙輔呈出（紹介議員渡邊祐策君）

右請願の要旨は山口縣豐浦郡彥島村は近年村内字西山に日本金屬株式會社彥島製錬所及諸會社工場等の設置に伴ひ俄に戶數及人口の增加を來し從て通信事務も又繁忙を極む然るに集配事務は村内西端に在る元彥島郵便局より其の東端に在る江の浦局所管に移されたる結果不便尠からす試に其の便否を調査するに江の浦局集配を便とする戶數千四百六十一人口六千八百八十八に對し彥島局集配は戶數二千五百十四人口一萬一千八百六十七にして殆と後者は前者の二倍に垂むとす依て彥島郵便局を彥島村字本村に移轉し同時に集配事務を開始して關係村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百號

意見書

請願文書表第一五四三號

内日郵便局に電信事務開始の請願　山口縣豐浦郡内日村大字植田千二百四十一番地平民農竹永蔣一外五十一名呈出（紹介議員渡邊祐策君）

右請願の要旨は山口縣豐浦郡内日村は戶數六百有餘人口四千に達する郡内有數の大村にして東北地方より下關方面に通する要路に當り從て該地方との取引頻繁なるに拘らす電信事務は二里餘を距る隣局の取扱に係り其の不便尠からす依て前記内日郵便局に電信事務取扱を開始して村民の便利を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百一號

意見書

請願文書表第一五四五號

沼津及三島郵便局通話區域變更の請願　靜岡縣駿東郡沼津町長大場藤五郎外七名呈出（紹介議員岩崎勳君）

右請願の要旨は靜岡縣駿東郡沼津町及三島町は駿豆兩州の咽喉に在りて脣齒の關係を有し商取引其の他公私一般の交通及通信上極めて密接なるものあり加之近年工業の發達に伴ひ附近村落に各種の工場設置せらるるもの多く交通取引の狀況は殆と同一市内の觀を呈し從て前記兩町間に於て市外通話の取扱を受くることは通信上常に敏活を缺き且不利益のことに屬す依て現在の沼津郵便局及三島郵便局區域内の電話を同一加入區域と爲し市外通話料金を徵せさることに變更し以て關係町村民の便利を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきもの　議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百二號

意見書

請願文書表第一五四七號

奈留島郵便局に電信事務開始の請願　長崎縣南松浦郡奈留島村長宿輪卓爾呈出（紹介議員牧山耕藏君）

右請願の要旨は長崎縣南松浦郡奈留島村は人口四千九百餘を有する五島列島中の樞要の地に在る漁村にして各地方に對する產業上の取引盛なり殊に每年夏秋の鰹の盛漁期に於ける餌鰮の轉送は極めて敏速を要し分秒を爭ふか故に之か通信の便に據らさるへからす然るに電信事務は福江局若は奈良尾局の取扱に係るを以て常に通信の敏活を缺くのみならす其の他直接間接に航海上及漁業上蒙る不便不利尠からす依て前記奈留島郵便局に電信事務取扱を開始して村民の便益を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百三號

意見書

請願文書表第一五五六號

五千石郵便局に集配事務開始の請願　鳥取縣西伯郡五千石村長生田熊三郎外一名呈出（紹介議員臼田久内君）

右請願の要旨は鳥取縣西伯郡五千石、幡郷、尚德の三箇村は米子町を距る三里餘米子、津山間の沿道に在り從て岡山縣下西方各郡及岡山市を控へ又備中、備後の西東北に隣接し其の交通上の要衝たり從て通信事務の如きも敏活を要するに拘らす集配事務は二里餘を隔つる米子其の他の局に屬し不便尠からす依て前記五千石郵便局に集配事務を開始して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百四號

意見書

請願文書表第一六五三號

吉田村に郵便局設置の請願　千葉縣香取郡吉田村二千九百七十番地椎名和介外百七名呈出（紹介議員吉植庄一郎君）

右請願の要旨は千葉縣香取郡吉田村外二箇村は戶數合計千三百三十四人口八千四百四十有餘を有し近時產業著しく發展し殊に吉田村には小口組製糸業會社の出張所ありて其取引甚多く從て通信事務又增加す然るに郵便物は所轄八日市場及多古の兩局より一旦該村落を通過遞送し更に遞送配達せらるる狀況に在り殊に多古局日吉村間を流るる栗山川は年々出水氾濫し交通杜絕することありて其の不便尠からす依て吉田、日吉、飯高の三箇村と豐榮村の一部を併合管轄區域と爲し前記吉田村に郵便局を設置して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百五號

意見書

請願文書表第一六五五號

多羅尾村に集配三等郵便局設置の請願　滋賀縣甲賀郡多羅尾村長北崎修太郎呈出（紹介議員井上敬之助君）

右請願の要旨は滋賀縣甲賀郡多羅尾村は郡の南端に偏在し東南は伊賀國に西は山城國に界し山岳重疊の間に孤立する一村部落にして戸數僅に百九十餘人口約一千に過きさるも村内には著名なる陶器及製茶の產地として年々產額百萬圓に達し各地方との取引盛なり其の他米穀、木炭、林產等の搬出多く之等取引上郵便事務多きに拘らす所轄長野、朝宮兩局に至るには遠隔且難路にして其の不便名狀すへからさるものあり依て前記多羅尾村に無集配三等郵便局を設置して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百六號

意見書

請願文書表第一六五六號

大野郵便局に集配事務取扱開始の請願　滋賀縣甲賀郡大野村長長政次郎呈出（紹介議員井上敬之助君）

右請願の要旨は滋賀縣甲賀郡大野村は東海道の要衝に當り水口土山兩町の間に介在し明治七年集配事務取扱局に指定せられ其の後廢局となり同四十二年現在の無集配局設置せられたり爾後產業の發展と共に通信事務增加したるに依り既に電信電話事務取扱を開始し殆と通信機關は完からむとすと雖集配事務のみ水口局の所管に屬するを以て一日僅に一二回配達するに過きされは其の不利不便尠からす依て右大野郵便局に集配事務取扱を開始して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百七號

意見書

請願文書表第一六六四號

德島郵便局電話普通區域編入の請願　德島縣名東郡國府町觀音寺三百三番地平民製藥業富松武助外一名呈出（紹介議員原田佐之治君）

右請願の要旨は德島縣名東郡國府郵便局の管區は德島局電話普通を爲すもの增加したるに拘らす公衆電話は獨國府局に設備せらるるのみなるを以て住民の不利不便大なり依て國府局内伊豫街道に沿ふ諸部落を德島郵便局電話普通區域に編入せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百八號

意見書

請願文書表第一六六六號

芝生郵便局に電信電話事務開始の請願　德島縣三好郡三野村長平尾周策呈出（紹介議員原田佐之治君）

右請願の要旨は德島縣三好郡三野村は郡内の大村にして而も商工業は發達し就中蠶業及製糸事業は縣下有數の生產額に達し爲に京濱間の取引頻繁にして通信の敏活を要するも其の機能を缺くを以て曩に當局に申請したるも未た其の目的を果さす殊に三野村より電信事務取扱局たる三庄村江口局に至るには洪水多き吉野川を挾み交通杜絕すること屢なり依て施設費は村民に於て負擔すへきを以て所轄芝生局に電信電話事務取扱を開始して村民の便益を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百九號

意見書

請願文書表第一六七四號

西志和郵便局に電信並集配事務取扱開始の請願　廣島縣加茂郡西志和村大字別府七十一番邸平民農三宅太郎外十四名呈出（紹介議員小池仁郎君外一名）

右請願の要旨は廣島縣加茂郡西志和村は戸數九百人口五千有餘に達し郵便物激增したるに拘らす電信並集配事務は遠隔なる志和堀局の取扱に屬するを以て其の集配常に遲延を來し不便尠からす依て前記西志和局に電信並集配事務取扱を開始して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百十號

意見書

請願文書表第一六八二號

高田郵便局に特設電話設置の請願　福島縣大沼郡高田町田川村組合長外井喜章外一名呈出（紹介議員八田宗吉君）

右請願の要旨は福島縣大沼郡高田町及永井野村は人家の隣接すること恰も一町村に等しく而して高田町には國幣大社、伊佐須美神社、高田警察署、大沼電燈會社等あり且將來商工業の繁榮大に見るへきものあるを以て高田郵便局に特設電話を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百十一號

意見書

請願文書表第一六八七號

平郵便局を二等局に變更の請願　福島縣石城郡平町長伊賀員正呈出（紹介議員高岡唯一郎君）

右請願の要旨は福島縣石城雙葉の兩郡は東北唯一の鑛業地にして之か採掘の爲に設立せる二十有餘の會社及來往者は皆石城郡平町を中心とせるを以て通信機關の完備を期するや切なり依て現在特定三等局を二等局に變更せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百十二號

意見書

請願文書表第一六九二號

大代郵便局に電信事務開始の請願　德島縣板野郡大津村長齋藤寅五郎呈出（紹介議員原田佐之治君）

右請願の要旨は德島縣板野郡大津村大代は戸數二百三十人口一千三百に垂んとし撫養町、德島市間に於ける一大部落にして交通機關の設備と相俟て通信機關の完備を要す然るに電信事務は遠隔なる撫養局又は西堀江局の取扱に係るを以て不便尠からす依て前記大代郵便局に電信事務取扱を開始して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百十三號

意見書

請願文書表第一六九三號

大代郵便局特設電話新加入者許可の請願　德島縣板野郡大津村長齋藤寅五郎呈出（紹介議員原田佐之治君）

右請願の要旨は德島縣板野郡大津村大代郵便局に設置せる特設電話加入者は大津村役場の外一名にして他の加入出願者には之を許可せられさるは村民の甚遺憾とする所なり依て其の新加入出願者にも許可せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百十四號

意見書

請願文書表第一六九四號

安塚菱里郵便局間電信事務開始の請願　新潟縣東頸城郡菱里村長榮口孝呈出（紹介議員丸山豊治郎君）

右請願の要旨は國民生活上文明の利器は一日も缺くへからす嚢に政府に對し新潟縣東頸城郡安塚、菱里兩郵便局間に電信事務開始の義を出願したるも未た其の設備を見るに至らす依て大正八年中に之か開始ありたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百十五號

意見書

請願文害表第一六九八號

三山木郵便局管轄區域を變更し集配並電信事務開始の請願　京都府綴喜郡三山木村長木屋彌一郎外二名呈出（紹介議員神谷卓男

君）

右請願の要旨は京都府綴喜郡三山木、普賢寺及相樂郡狛田の三箇村は戸數合計千百七十有餘ありて其の村民は農商を業とし其の主なる産物は米穀、茶、繭等にして就中製茶の産地として著名なり從て其の取引繁多にして常に通信事務の敏活を要するに拘らす三山木局は集配事務を取扱はさる爲村民の蒙る不利尠からす依て前記普賢寺及狛田の二箇村を分割して三山木局管轄區とし且同局に集配並電信事務を開始して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百十六號

意見書

請願文書表第一六九九號

野洲町に特設電話設置の請願　滋賀縣野洲郡野洲町長鷲田平吉外四十一名呈出（紹介議員井上敬之助君）

右請願の要旨は滋賀縣野洲郡野洲町は郡の中樞に位し交通運輸上重要の地位を占め殊に東海道線野洲驛の設置せらるるや郡役所其の他各種の機關備はり商工業の勃興に伴ひ貨物常に輻輳し取引甚た盛なり從て町民は特設電話架設の必要を感し曩當局に出願し架設費は有志に於て寄附すへき旨を具陳したるに拘らす未た其の目的を達せさるは遺憾なり依て速に野洲町に特設電話を架設して町民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百十七號

意見書

請願文書表第一八四三號

顯娃村上別府青戸に無集配郵便局設置の請願　鹿兒島縣揖宿郡顯娃村上別府三百九十七番戸平民農業代三之助外六名呈出（紹介議員志々目獻吉君）

右請願の要旨は鹿兒島縣揖宿郡顯娃村上別府は戸數八百有餘學校巡査駐在所及國有種馬種付所等あるのみならす出稼人多くして通信事務尠からさるに拘らす所轄郵便局に至るには險阻且難路にして甚不便なり依て右顯娃村上別府青戸に無集配郵便局を設置して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百十八號

意見書

請願文書表第一八四五號

猿川村大字田に三等郵便局設置の請願　和歌山縣那賀郡猿川村大字松ケ峰百六十六番地平民農東浦庄太良外六十一名呈出（紹介議員兒玉亮太郎君外一名）

右請願の要旨は和歌山縣那賀郡猿川、細野二箇村及上神野村大字赤木、高畑、桂瀬の三部落は戸數合計六百人口三千五百餘を有する農村にして木材木炭其の他各種の物産に富み殊に蠶業の發展著しく其の取引甚盛なり從て郵便事務日を逐ふて激增するに拘らす所轄局を距ること遠く郵便物の集配に多くの時日を費し不便尠からす依て前記二箇村三部落を一區域と爲し其の中央たる猿川村大字田に三等郵便局を設置して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百十九號

意見書

請願文書表第一八八〇號

志木町郵便局電話急設の請願　埼玉縣北足立郡志木町長三上權兵衛外四名呈出（紹介議員秦豐助君外一名）

右請願の要旨は埼玉縣北足立郡志木町は縣廳を距る二里強四通八達の要地にして商業夙に隆盛を極め附近亦農工發達著しく同町近時の盛況は大正四年度の統計に見るに東上鐵道志木驛の乘客數三萬七千餘を算し鐵道及舟揖の便に依り貨物の集散するもの夥し且商業取引等に要する電信電話の發受七千二百通に達し之か發受は皆距離遠き大和田局又は浦和局に依らさるへからすして住民の被る不利不便尠少ならす依て同町所在志木町郵便局に電話を急設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百二十號

意見書

請願文書表第一八八三號

上市村井村字足立に郵便局設置の請願　岡山縣阿哲郡上市村長石垣直人呈出（紹介議員西村丹治郎君）

右請願の要旨は岡山縣阿哲郡上市郵便局の管轄區域に屬する上市村大字井村の内字足立、田曾、芋原、吉川の各部落は同局を距ること二里半乃至三里なり就中字足立の地は戸數四十有餘にして諸般の便宜を占め且北米合衆國に移住せる者三十有餘名に上り巨額の送金を受領しつゝあるに拘らす三里餘を隔つる郵便局に至らさるへからさるは關係住民の苦痛とする所なり又隣接神代村大字油野は地域廣濶にして所轄釜郵便局に至るには二里乃至三里の行程を有し是又關係住民の苦痛尠からさるを以て前記上市村の足立以下の各部落並神代村大字油野を集配區域とする郵便局を上市村大字井村字足立に設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百二十一號

意見書

請願文書表第一八八六號

大崎桐ケ谷に無集配郵便局設置の請願　東京府荏原郡大崎町大字桐ケ谷二百九十八番地藤田淺次郎外十七名呈出（紹介議員高木正年君）

右請願の要旨は東京府荏原郡大崎町桐ケ谷は郡の西部諸町村を聯絡せる大幹道に臨み人馬の往來諸工場の建設夥しくして繁榮を極め爲替貯金等の郵便事務激增したるに拘らす郵便局の設置なく不便尠からす現時幸に局舍に適する新築家屋を有するに依り特別の詮議を以て桐ケ谷に無集配郵便局を設置して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百二十二號

意見書

請願文書表第一九一七號

富河局を集配郵便局に變更の請願　山梨縣南巨摩郡富河村一番戸平民農望月角藏外七百六十一名呈出（紹介議員福井三郎君外三名）

右請願の要旨は山梨縣南巨摩郡富河村は戸數八百人口六千にして隣村萬澤に比し遙に優れり然るに富河郵便局は無集配局なれは萬澤局を經て一日一回配達せらるるに過きすして不便尠からす依て富河局に集配事務を開始して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百二十三號

意見書

請願文書表第一九二六號

靜浦村に無集配郵便局設置の請願　靜岡縣駿東郡靜浦村志下三百五十一番地ノ一佐藤彌太郎呈出（紹介議員岩崎勲君）

右請願の要旨は靜岡縣駿東郡靜浦村は郡の東南端に位し戸數一千有餘駿河灣を控へ殊に同村字志下は沼津御用邸の所在地に接近するを以て貴顯紳士の他學生團體の避暑寒客の來往逐年頻繁を加へ從て郵便事務も激增す然るに所轄江ノ浦局に至り所用を果すには不便尠からされは靜浦村志下保養館の附近に無集配郵便局を設置して村民の利益を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百二十四號

意見書

請願文書表第一九二九號

靜浦村を沼津郵便局の電話通話區域に編入の請願　靜岡縣駿東郡靜浦村長佐藤祐次郎外三十五名呈出（紹介議員岩崎勲君）

右請願の要旨は靜岡縣駿東郡靜浦村は郡の東南端に位し沼津御用邸に接近し戸數一千餘を有し駿河

灣に臨み風光絶佳なるのみならす村民は漁業商業を營み漁撈の生產價額年々二百萬圓を超へ又石材礦炭の物資に富み其の取引頻繁なり加ふるに沼津三島町及其の附近は工業著しく勃興し大工場及重砲兵旅團の新設ありて前記物資の供給上通信機關の敏速を感すること切なり然るに電報は江ノ浦局扱に依るも多くの費用を要するのみならす商機を逸し不便不利尠からす依て靜浦村を沼津郵便局の電話通話區域に編入して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百二十五號

意見書

請願文書表第一九四六號

一宮郵便局に電信並電話事務開始の請願　德島縣名東郡上八萬村多田瀧次郎外三名呈出

（紹介議員原田佐之治君）

右請願の要旨は德島縣名東郡上八萬村及入田村は近時道路の開通と共に運輸の便啓け殖產興業の隆盛に赴くに從ひ通信機關の完成を要するに拘らす電信電話事務は遠隔なる國府局又は石井局に至り所用を辨する有樣にして不便尠からす依て一宮郵便局に電信並電話事務を開始して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百二十六號

意見書

請願文書表第一五四六號

靜岡地方裁判所沼津支部復活の請願　靜岡縣駿東郡沼津町長大場藤五郎外三名呈出（紹介議員岩崎勳君）

右請願の要旨は元靜岡地方裁判所沼津支部は大正二年に廢止せられたる爲舊管轄區域住民の不便一方ならす殊に該支部所在地たりし沼津町地方は近時會社工場の勃興著しく從て訴訟事件益增加せむとするに際し其の不利殊に甚し又前記沼津町は靜岡以東に於ける縣下唯一の要衝にして海陸交通の便具備し支部所在地として最適當なるを以て前記靜岡地方裁判所沼津支部を復活せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百二十七號

意見書

請願文書表第一六七五號

高崎區裁判所復舊の請願　群馬縣高崎市長古木秀太郎呈出（紹介議員土谷全次君）

右請願の要旨は群馬縣前橋地方裁判所高崎甲號支部は往年當局に於て行政整理の際廢止せられたるも時運の進展に鑑み速に復舊して關係市民の福祉を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百二十八號

意見書

請願文書表第一六七九號

浦幌村に登記所設置の請願　北海道十勝郡浦幌村大字浦幌村字浦幌本通八番地平民農井上吉衞外二十六名呈出（紹介議員東武君外二名）

右請願の要旨は北海道十勝郡浦幌村は戶數一千有餘人口五千餘を算し曠漠たる耕地牧場山林等尠からす殊に大和及久原鑛業株式會社の石炭採掘業を開始するや年々戶數人口の增殖と共に登記件數又激增す然るに同町は帶廣區裁判所大津出張所の管轄に屬し遠隔且交通不便にして不利益尠からす之を以て大正四年衆議院に請願して採擇を得次て同七年當局大臣に具申したるも其の目的を達し得さるは遺憾のことに屬す依て速に前記浦幌村に登記所を設置して村民の便益を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百二十九號

意見書

請願文書表第一六八〇號

網走區裁判所權限擴張の請願　北海道網走郡網走町大字北見町南通裏一丁目五番地平民金錢貸付業高田源藏外九十九名呈出（紹介議員東武君外二名）

右請願の要旨は網走區裁判所管內住民は近時非常の進步發展を爲し殊に近來移住の農家多く從て民刑訴訟事件亦之に伴ふて增加し釧路地方裁判所管內各區裁判所の件數に比し遙に多きに拘らす該區裁判所の管轄に屬せさる訴訟事件に關しては網走町より百八十餘哩を距る釧路地方裁判所に出頭するを要し且同地方裁判所は其の北隅若は南陬より殆と四百哩に近き距離ありて不便尠からす依て網走區裁判所に甲號支部を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百三十號

意見書

請願文書表第一六八一號

斜里村に登記所設置の請願　北海道斜里郡斜里村大字斜里村士族公吏中島縈次郎外九十九名呈出（紹介議員東武君外二名）

右請願の要旨は北海道斜里郡斜里村は日々移住者多く土地の開發に伴ひ登記件數又激增す然るに所轄網走區裁判所に至るには遠隔且不便なれは村民は登記手續を怠り權利義務の消長に關すること尠からす依て前記斜里村へ登記所を設置して村民の福祉を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百三十一號

意見書

請願文書表第一六八八號

宇都宮監獄移轉の請願　栃木縣宇都宮市會議長村山金平呈出（紹介議員上野松次郎君）

右請願の要旨は宇都宮監獄は宇都宮市の中央に在るか爲同市の發展を阻碍するのみならす風教上惡影響を與ふること尠からす依て速に適當の位置を選み前記宇都宮監獄を移轉せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百三十二號

意見書

請願文書表第一八五二號

福井村に富岡區裁判所出張所設置の請願　德島縣那賀郡椿村長豐瀨守治郎呈出（紹介議員原田佐之治君）

右請願の要旨は德島縣那賀郡椿村は郡の南端に位し東西四里南北二十町餘にして戶數九百五十八人口七千に垂むとす而して年々商、工、漁業の發展に伴ひ登記事件激增したるに拘らす所轄富岡區裁判所は遠隔不便の地に在りて往復に多大の日時を費し不利甚し依て富岡區裁判所出張所を同管轄區域內中央地たる那賀郡福井村に設置して村民の便益を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百三十三號

意見書

請願文書表第一八五四號

御宿町に登記所設置の請願　千葉縣夷隅郡御宿町長井上寅吉外百六十八名呈出（紹介議員隅田豐吉君）

右請願の要旨は千葉縣夷隅郡御宿町及布施、浪花二箇村民は農、商、漁業を營み爲に地方唯一の資金基礎たる土地、船舶、建物の擔保賣買等頻繁に行はれ之等登記事件の多きに拘らす所轄勝浦出張所は遠隔且事務輻輳して登記手續に多くの日時を費し不便尠からす依て右一町二箇村を管轄區域とする御宿町に登記所を設置して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百三十四號

意見書

請願文書表第一八七〇號

諏訪村窪平に登記所設置の請願　山梨縣東山梨郡諏訪村長上野實呈出（紹介議員生原忠右衞門君外一名）

右請願の要旨は山梨縣東山梨郡諏訪、中牧、三富松里、西條の五箇村は甲府區裁判所日下部出張所の管轄に屬し其の間二里乃至七里を隔て交通極めて不便なるのみならす登記事件は年々激增するを以て前記五箇村を管轄區域と爲し其の中央樞要の地たる諏訪村笹平に登記所を設置して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百三十五號

意見書

請願文書表第一九二二號

領家村の内黒目、鶴谷登記所管轄區域變更の請願　廣島縣甲奴郡領家村助役吉森義雄呈出（紹介議員井上角五郎君）

右請願の要旨は廣島縣甲奴郡領家村は大正七年中福山區裁判所福永出張所の管轄に移されたるも同村大字黒目及鶴谷の二部落は戸數二百四十餘人口千二百餘を有す而して登記申請の爲福永村に至るには山道の人跡稀なる難路を迂廻せさるへからすして不便不利益し依て從前の山下出張所の所管に復歸して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百三十六號

意見書

請願文書表第一六六〇號

町村立小學校教員給料國庫支辨の請願　長崎縣北佐久郡岩村田町長市川市助外二名呈出（紹介議員工藤善助君外一名）

同　第一九八三號

同上　愛知縣愛知郡笠寺村長柴田五十吉呈出（紹介議員三輪市太郎君）

右請願の要旨は町村教育費は年々膨脹し町村財政のみにては到底維持すること能はす爲に市町村義務教育費國庫負擔法に依り補助せられたるも未た其の完きを期し難し飜て一般社會の狀況を觀察すれは年々生徒の增加に伴ひ校舍其の他諸種の施設を要し之か費用の支出上洵に憂慮に堪へさるものあり依て教員の俸給全額を國庫負擔の方法に改められたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百四十號

意見書

請願文書表第一六五八號

町村費輕減の爲國庫下渡金增加の請願　福井縣大野郡大野町長寺田秀弘外二十四名呈出（紹介議員柳原九兵衞君）

右請願の要旨は世運の進歩に伴ひ町村の經費は年年膨脹し一般に之か負擔に苦むの狀況なり從て教育機關の設備改善を初とし勸業、土木、衞生其の他諸般の施設を企圖する餘力なく町村自治の發展上洵に遺憾のことに屬す政府は曩に義務教育費國庫負擔法を制定し之を實施せられたるも未た其の目的を達する能はす依て大正八年度より國庫下渡金を更に一千萬圓增額せられ町村費の輕減を計り自治體の發展を期せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり於て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百四十五號

意見書

請願文書表第一四一九號

岐阜富山間縱貫鐵道敷設の請願　岐阜縣武儀郡富田町長中島松太郎外七名呈出（紹介議員松岡勝太郎君）

右請願の要旨は岐阜富山間縱貫鐵道豫定線は岐阜縣武儀郡上麻生村、神淵村、富田町を經て益田郡下原村に到達すへきものとす然るに巷説に依れは右豫定線を變更して同縣加茂郡下麻生町より飛驒川に沿ひ益田郡下原村に到達せしむへく沿道村長より衆議院に請願書を呈出したりと然れとも之を當局の豫定線に比較するに其の延長に於て五哩を迂廻し其の間大鐵橋の架設、隧道の開鑿等ありて工費の增加を來すのみならす地勢上より觀察するも豫定線地方は(一)帝室林野七宗山より出つる林產(二)右線路に密接の利害關係を有する富田町外七箇村より出つる各種陸產物(三)前段町村は交通上極めて重要なる縣道飛驒、名古屋街道又は郡道に沿ふ等其の運輸交通の關係に徵するも右豫定線の有利なること明なり依て岐阜富山間縱貫鐵道は最初の豫定線を採用せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百四十八號

意見書

請願文書表第一五五〇號

石狩北見聯絡鐵道敷設速成の請願　北海道旭川區一條通十三丁目左一號平民釀造業井内敬二外七十九名呈出（紹介議員中西六三郎君外二名）

右請願の要旨は石、北兩國連絡鐵道敷設は其の沿線地方に於ける產業の開拓上及北海道中部橫斷鐵道幹線として緊要の線路たり殊に該線路の一部たる旭ールベシベル」間輕便鐵道敷設の如きは前記の目的を達すること不可能に屬す依て前記石狩國旭川區を起點として北見國南北縱貫鐵道に聯絡する石狩北見間の鐵道を速に敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院決第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百五十號

意見書

請願文書表第一五五五號

野岩羽鐵道延長の請願　栃木縣下都賀郡壬生町長大山嘉七外二十三名呈出（紹介議員秋山金也君外一名）

同　第一九四四號

同上　栃木縣下都賀郡壬生町大字壬生三百四十五番地藥種商出井善兵衞外千百七十六名呈出（紹介議員秋山金也君外一名）

右請願の要旨は栃木縣上都賀郡鹿沼町及下都賀郡壬生町を經て東北鐵道小山驛に達する沿道地方は主として米麥、薪炭、木、石材等の產物に富み且地勢平坦にして鐵道敷設の工事容易なるものとす而して該鐵道の敷設せらるゝ曉には東京、水戸及日光方面との交通運輸上至大の便益を增進す故に地方の產業人文の發展上重要の線路に屬するを以て野岩羽鐵道を延長して栃木縣今市より鹿沼町及壬生町を經て東北鐵道幹線小山驛に達する鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百五十一號

意見書

請願文書表第一五五九號

中央線中野八王子間鐵道電車併用の請願　東京府八王子市明神町二十六番地平民公吏柴田榮吉外三百五十一名呈出（紹介議員秋本喜七君）

右請願の要旨は東京市郊外西北方面は地勢上居住に適し市民の轉住するもの逐次增加し其の發展矚目すへきものあり而して該方面の唯一の交通機關たる中央線は國分寺驛に於て川越線に立川驛に於て青梅線に連絡し貨客從て多し又八王子は府下唯一の都會にして織物の產地たるを以て旅客の交通物資の運輸頻繁なるに拘らす本線の電車併用區間は中野以西に及はさるか爲該地方民の不便尠からす依て更に中野八王子間に電車を併用し發著回數の增加と相俟て往復時間の短縮を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百五十二號

意見書

請願文書表第一六三六號

渚滑サクール間輕便鐵道速成の請願　北海道紋別郡瀧上村字瀧ノ上八線七番地平民農岡本政道外四百九名呈出（紹介議員東武君外二名）

右請願の要旨は北海道渚滑サクール間輕便鐵道敷設は當局に於て大正十年より同十三年間にて完成のことに決定せられありと雖地方民は拓殖事業の發展上之か速成を渇望して止ます依て本鐵道敷設の豫定年期を繰上け一日も速に敷設完成せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百五十三號

意見書

請願文書表第一六三九號

美幌相生拓殖事業鐵道敷設速成の請願　北海道網走郡美幌村大字鐵木爲村字ポンキキン原野十一線十七番地平民農泉菊太郎外七十四名呈出（紹介議員東武君外二名）

右請願の要旨は北海道美幌相生間拓殖鐵道の敷設速成は當局に於て大正十年度より起工に決定せられあるも網走川、阿寒川の二大流域は廣漠たる拓殖地域を包擁し地味肥沃にして無限の林、鑛産に富む殊に移民の來住するもの頗る多しと雖未た鐵道の敷設なき爲日用品は極めて高價なるに反し生産物價低廉なる結果其の困窮名狀すへからさるものあり加之美幌相生間の鐵道敷設は既設線網走及釧路の距離八十哩短縮し鐵道營業上甚た有利なり依て本線鐵道の起工を大正九年度に繰上け速に完成せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百五十四號

意見書

請願文書表第一六四〇號

日勝線鐵道速成の請願　北海道河西郡帶廣町大通六丁目十一番地平民商高倉安次郎外六百五十三名呈出（紹介議員東武君外二名）

右請願の要旨は日勝線鐵道敷設は北海道拓殖事業完成の大策として多年唱道し又衆議院に請願して採擇せられたるもの一再に止らす之に徴するも如何に其の重要なるかも窺知するに足る然るに未た其の實現を見さるは甚遺憾のことに屬す殊に同道十一州中一條の鐵道を有せさるは日高國あるのみ當局は狩勝國境以東の輸送能率増進を鋭意努力せられつゝあれとも未た地方の要求を充すに足らす想ふに東海岸地方貨物輸送の對策としては日勝線を速成して東西兩海岸の聯絡を計るに若くはなし依て速に十勝國帶廣驛より分岐し廣尾を經日高國を縱斷して室蘭、苫小牧に聯絡する日勝線鐵道を敷設して拓殖事業の開發を期せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百五十五號

意見書

請願文書表第一六四二號

豐洲線杵築驛位置變更の請願　大分縣速見郡杵築町長矢野直太郎外十七名呈出（紹介議員元田肇君外二名）

右請願の要旨は大分縣速見郡杵築町は舊杵築藩城下の都會にして東國東郡一圓西國東郡の半部及速見郡一部の物資の集散地に屬し商取引甚盛なり殊に豐洲線開通後に於ては一層其の繁榮を加へたり加之同町に接續せる國東半島唯一の良港たる江守港あり從て交通運輸の夥しきこと他に比類なし然るに現在の杵築驛は杵築町に遠隔せる速見郡八阪村字野添に設置せられあるを以て不便不利尠からす就中同驛以西に在る山香郷五箇町村地方民は該驛の位置適當ならさる爲鐵道を利用するには鹿鳴越、赤板峠の峻坂を越へ八坂川を横斷するを以て時間費用共に多くの不利益を招き今猶徒歩又は車馬に依り交通運輸を爲しつゝあり依て杵築町市街に接近せる地點に杵築驛を移轉して町村民の便益を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百五十六號

意見書

請願文書表第一六四八號

東村大字右籾へ停車場設置の請願　茨城縣新治郡東村長青山延之助外六名呈出（紹介議員鈴木錠藏君）

右請願の要旨は茨城縣新治郡及稻敷郡は常磐線開通の結果年々産業の發展と共に百貨輻輳し交通機關の圓滑を期待すること頗る切なるものあり而して新治郡東村は土浦荒川沖兩驛の中間に位し東南は稻敷郡に西北は筑波郡に接近し縣道及谷田街道に沿うて運輸交通の要路なるに拘らす右各驛に至るには迂廻曲折するを以て不便甚しく爲に地方産業並人文の發展上遺憾尠からす依て前記東村大字右籾地内に在る信號所を停車場と爲し以て地方民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百五十七號

意見書

請願文書表第一六六七號

古川に停車場設置の請願　千葉縣安房郡千歲村古川二千七百十九番地加瀬捨次郎外二十五名呈出（紹介議員島田俊雄君）

右請願の要旨は千葉縣安房郡千歲村古川は郡の中央に位し北條松田間の鐵道延長線に接し物貨の集散地たり殊に近年社會の進運に伴ひ各種の機關完備し年々人口増加し房州地方に於ける旅客貨物の通路として益發展の傾向にあり依て前記古川に停車場を設置して交通運輸の便益を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百五十八號

意見書

請願文書表第一六七七號

吉野縱貫鐵道敷設の請願　奈良縣吉野郡上市町大字上市百九十六番屋敷林業北村宗四郎外四十三名呈出（紹介議員福本寅松君）

右請願の要旨は奈良縣吉野郡は縣の南部に位し東西二十四里南北二十九里面積百三十三方里にして人口十數萬を算し巍峨たる山脈は郡の東南に圍繞し鬱蒼たる森林重疊起伏し交通極めて不便なり而も林鑛産其の他諸種の産物に富むと雖之か運輸機關は僅に吉野北山十津川等の水運を利用するに過きされは其の不便不利名狀すへからす殊に南牟婁郡通過の沿線地方は賀田の良港を控へ海陸の聯絡に便利なり加之吉野縱貫鐵道の敷設せられむか紀勢縱貫鐵道の開通と相俟て國防の完備を期し得へく極て重要の線路に屬す依て右吉野驛を起點とし同郡上市町中莊、川上、下北山の各村を縱貫して三重縣に入り南牟婁郡神川村飛鳥村を經て南輪内村賀田灣に達する吉野縱貫鐵道を敷設して産業開拓の途を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百五十九號

意見書

請願文書表第一六七八號

石北線敷設の請願　北海道常呂郡武華村字留邊士族公吏千葉清治外百四十名呈出（紹介議員東武君外二名）

右請願の要旨は北海道北見四郡は其の廣袤は二越加能四箇國に等しく農、林、鑛産頗る豐富なるも之か開發に必要なる鐵道は石狩十勝の連絡迂廻線に依て僅に網走に達し得るのみなるを以て同地方の貨物停滯し遺憾に堪へす而して約百二十哩を短縮し得へき北見石狩二國の近接線の敷設は同道拓殖經濟上焦眉の急務なるを以て旭川留邊蘂間鐵道を急速延長し北見の中央を横斷し石狩本線に合すへき石北線を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百六十號

意見書

請願文書表第一六八三號

栃木古河町間及栃木鹿沼今市間鐵道敷設の請願　栃木縣下都賀郡栃木町大字栃木城内百七十八番地平民醬油製造業早乙女丈右衞門外百四十七名呈出（紹介議員田村順之助君外一名）

同　第一六八四號

同上　栃木縣下都賀郡栃木町大字薗部三十六番地士族辯護士榊原經武外百六十八名呈出（紹介議員田村順之助君外一名）

同　第一六八五號

同上　栃木縣上都賀郡南押原村長石塚豐作外百二名呈出（紹介議員田村順之助君外一名）

右請願の要旨は栃木縣下の衰運を挽回し復同地方の物産搬出を圓滑にして地方産業の開發充實を計らむ爲栃木縣下栃木、茨城縣下古河町間及栃木縣鹿沼及今市町間鐵道を第一期線として敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別

冊及御送付候也

特別報告第三百六十一號

意見書

請願文書表第一六八六號

仙臺山形間鐵道敷設の請願　仙臺商業會議所會頭淸野喜平治呈出（紹介議員岩崎總十郎君外六名）

同　第一八五一號

同上　宮城縣仙臺市長山田揆一呈出（紹介議員岩崎總十郎君外六名）

右請願の要旨は仙臺市及山形市に通する沿道は林鑛産物に富み鹽釜の良港を控へ東北振興上至大の關係を有す然るに現在兩市間を直通する鐵道は東北本線小牛田を經て陸羽線に依るか又は福島市を經由する奥羽線に依るの外なく交通運輸上不便甚大なり依て右兩市間を直通すへき鐵道を敷設して東北振興の大策を樹てられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百六十二號

意見書

請願文書表第一八六〇號

上越鐵道敷設線路一部變更の請願　新潟縣北魚沼郡小出町大字小出島九十二番戶平民會社員渡邊敬太郎外二十七名呈出（紹介議員田邊熊一君）

右請願の要旨は上越鐵道敷設豫定線は高崎市を起點とし新潟縣南北魚沼郡を貫通して長岡市に達するものとす而して右線路は長岡市より信濃川の東岸に沿ふて川口村に至り又川口村以南は魚野川の東岸を測量せられたるものを和南津に至り突然魚野川を横斷して西岸に移り山間を經て南魚沼郡浦佐村に達すへく變更せられたり然れとも和南津は魚野川沿岸中の難所に屬し橋梁の架設、隧道の開鑿工事あり其の他危險の場所多きのみならす魚野川西岸地方は山間一二の小部落あるに過きすして交通並産業上却て有利なる北魚沼郡八箇町村及南魚沼東岸部各村民の利便を沒却せらるるに至る依て當局に於て相當調査を遂け川口村以南浦佐村間は魚野川の東岸を經由することに一部變更敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百六十三號

意見書

請願文書表第一八六二號

中津川下呂間鐵道敷設の請願　岐阜縣惠那郡中津町長市岡正武外六名呈出（紹介議員佐々木文一君）

左請願の要旨は中央線中、中津川と岐阜高山線中の下呂間鐵道豫定線は中津川驛を起點として岐阜縣惠那郡苗木町、福岡村、付知町、加子母村及益田郡竹原村を經て下呂村に達し岐阜、高山間鐵道に聯絡すへきものにして其延長僅に二十六哩に過きすと雖其の沿道一帶は帝室林野にして其の年產額約二百萬圓を算し其の他薪炭、石材を初め各種の陸產物に富み且第十五師團の設置ありて產業開發上並軍事上極めて重要の線路に屬す依て前記中津川、下呂間鐵道を敷設して交通並產業開發上の便益に資せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百六十四號

意見書

請願文書表第一八八二號

都賀鐵道敷設の請願　栃木縣上都賀郡東大芦村長高山角造外四十一名呈出（紹介議員田村順之助君外一名）

右請願の要旨は栃木縣栃木町より茨城縣古河町に至る古河街道地方及栃木町より今市町に至る各地方は古來交通運輸頻繁に行はれし重要の街道なり然るに近年東北線鐵道及兩毛線鐵道の開通せらるゝや漸次衰頽して又昔日の觀を止めす然とも右沿道地方は米穀木材麻苧其の他各種の物產に富み之か產出甚多きに拘らす其輸送は荷馬車荷車等に依るを以て不便甚しく產業の發展を阻碍する事尠からす依て栃木町を中心としては一は茨城縣下古河町に至り一は同町より上都賀郡西方村及淸川、粟野南摩、加蘇、東大芦、西大芦、小來川を經て今市町に達する鐵道を敷設して產業開發の途を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百六十六號

意見書

請願文書表第一九五〇號

新見、三次間鐵道敷設の請願　廣島縣雙三郡八次村長尾會根策郎呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九五一號

同上　廣島縣比婆郡敷信村長松園識呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九五二號

同上　岡山縣阿哲郡神代村長小豆澤隆雄呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九五三號

同上　廣島縣比婆郡庄原町長加藤權六呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九五四號

同上　廣島縣比婆郡帝釋村長赤木修作呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九五五號

同上　岡山縣阿哲郡矢神村長三上芳郎呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九五六號

同上　岡山縣阿哲郡上市村長石垣直人呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九五七號

同上　岡山縣阿哲郡野馳村長沖田槌太郎呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九五八號

同上　岡山縣阿哲郡新見町助役上村金一郎呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九五九號

同上　兵庫縣神石郡小野村長谷木榮眞呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九六〇號

同上　廣島縣神石郡牧村外三箇村組合村長福萬德三郎呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九六一號

同上　廣島縣神石郡新阪村長岡和藤二呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九六二號

同上　廣島縣神石郡永渡村長赤木壽藤太呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九六三號

同上　廣島縣神石郡高光村外一箇村組合村長毛利平之助呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九六四號

同上　廣島縣神石郡油木町長原館太郎呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九六五號

同上　廣島縣比婆郡美古登村長渡邊英登呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九六六號

同上　廣島縣比婆郡小奴可村長松尾正八呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九六七號

同上　廣島縣雙三郡和田村長原井卓郎呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九六八號

同上　廣島縣比婆郡八幡村長橫路康一呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九六九號

同上　廣島縣比婆郡山内西村長岩竹豐秋呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九七〇號

同上　廣島縣比婆郡高村長淸水嚴呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九七一號

同上　廣島縣比婆郡峰田村長藤谷庸一呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九七二號

同上　廣島縣比婆郡久代村長高坂穩呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九七三號

同上　廣島縣比婆郡山内東村長戶谷亭一呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九七四號

同上　廣島縣比婆郡本村長瀧口芳爾呈出（紹介議員井上角五郎君）

同　第一九七五號

同上　廣島縣雙三郡十日市町長瀧口百樹呈出（紹介議員井上角五郎君外一名）

同　第一九七六號
同上　廣島縣比婆郡東城町助役名越源太郎呈出（紹介議員井上角五郎君外一名）
同　第一九七七號
同上　廣島縣比婆郡八鉾村長前田廣作呈出（紹介議員井上角五郎君外一名）
同　第一九七八號
同上　廣島縣比婆郡東城町大字東城百三十三番屋敷山本豐吉外二十名呈出（紹介議員井上角五郎君外一名）
同　第一九七九號
同上　廣島縣比婆郡田森村長名越久市呈出（紹介議員井上角五郎君外一名）
同　第一九八〇號
同上　廣島縣雙三郡三次町長坂本忠親呈出（紹介議員井上角五郎君外一名）

右請願の要旨は岡山縣阿哲郡新見町より廣島縣雙三郡三次町に至る沿線地方は中國の寶庫にして到る所天與の物資豐富なるに拘らす南北は急峻なる中國山脈に妨けられ輸送轉從の便を缺き其富源を開發するに由なかりしと雖之か前記區間に於ける線路を中國山系に並行せる縱谷に採るに於ては其の開難工事と認むへき地點なく建設工事の易々たる豫想の外にあり而して三次町に於て藝備鐵道に聯絡するに於ては叙上の富源は即時開發せられ地方產業の勃興を促し更に既定線の能率を增大すへきを以て速に前記新見三次間の鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百六十七號

意見書

請願文書表第二〇二七號
文官恩給者の恩給增額の請願　福岡縣企救郡大里町四千三百九十六番地平民無職山口斐夫呈出（紹介議員赤間嘉之吉君）

右請願の要旨は輓近物價の暴騰に伴ひ當局は比較的生活上困難を感する下級官吏並武官恩給者に對し既に相當の增俸增給を下賜せられたるも獨文官恩給者のみ此の恩典に浴せさるは不權衡なれは是等の者に對しても平等に恩給增額の恩典に浴せしむる樣計られたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百七十一號

意見書

請願文書表第二〇四三號
鹽專賣法中改正の請願　福島縣相馬郡福浦村長鈴木正宜外九名呈出（紹介議員近藤達兒君）

右請願の要旨は鹽は人の生活上缺くへからさるものなり然るに政府は稅源を求むるため專賣法を設け又明治四十三年中一府二十七縣に製鹽業を禁止せられたるは稅制、經濟、食糧の各問題より觀察して極めて不合理の政策なり殊に福島縣相馬郡新沼、松川、耳谷の三浦は地勢潮流共に天然の鹽地に適し古來鹽田製鹽を生業と爲し子孫相傳へて一家を維持したるも一朝製鹽業禁止の命に接するや里民途に迷ひ相離散し其の慘狀名狀すへからさるものあり如斯事例は多々存するものと思料せらる依て明治三十八年法律第十一號鹽專賣法第六號を削除して製鹽業を復舊せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百七十二號

意見書

請願文書表第二〇五一號
日下部稅務署復活の請願　山梨縣東山梨郡後屋敷村長堀內茂啓外六名呈出（紹介議員生原忠右衞門君）

右請願の要旨は山梨縣東山梨郡日下部村所在元日下部稅務署廢止せられたる爲郡中三十一箇村民の被る不利不便甚大なり依て元日下部稅務署を復活せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百七十三號

意見書

請願文書表第二〇四七號
岩內町の財政救濟に關する請願　北海道岩內郡岩內町大字御鉾內町八十番地醬油釀造業本間作平外十五名呈出（紹介議員東武君外二名）

右請願の要旨は北海道後志國岩內町は同道西海岸中須要の港にして戶數二千四百餘人口一萬六千八百有餘を算し諸般の設備大に成り港灣修築事業の如き明治四十年度に於て第一期工費として五十三萬八千餘圓を投し更に大正三年度に於て第二期工費として二十萬七千餘圓を投したるも工程未半に達せす而も右第一、二期工費に於て負擔したる六十七萬五千圓の町債と此の外に各種の町事業の經營上巨額の延滯町債ありて孰も償還不能に陷り之か救濟の策なき狀況に在り然るに豫定の目的を達せむには更に巨資を要するのみならす其の他道路の荒廢、橋梁の破損、校舍の腐朽其の極に達し其應急施設を爲さむとするも町財政の困憊如何ともなし難し依て速に國費を以て適當の救濟策を講せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百七十四號

意見書

請願文書表第二〇四一號
警部退隱料及遺族扶助料法制定の請願　兵庫縣揖保郡石海村岩見構七十番地平民農塚原重利呈出（紹介議員土井權大君）

右請願の要旨は巡査、看守、警部補等に對しては其の勤續年數を交互に通算し勤續十年に達したる場合に退隱料若くは扶助料を支給せらるゝに拘らす同職務に從事する警部に對しては單に官吏恩給法に依り恩給權利を取得するも巡査の勤續年數を通算せられさる爲巡査より昇進したる警部に在りては恩給權を取得する迄多大の年數を重ねさるへからすして他の官吏又は文官に比較して不權衡なれは警部退隱料及遺族扶助料法を制定し優遇安定の途を講せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百七十五號

意見書

請願文書表第一九八八號
三津口港灣利用の計畫の請願　廣島縣賀茂郡三津口村上田彦造呈出（紹介議員井坂光師君）

右請願の要旨は食糧充實を計るには國土の開拓を奬勵せさるへからす開墾には種々あるへしと雖干拓を以て最有利有望の策とす然るに廣島縣賀茂郡三津口村は良港灣を有し數百町の干拓餘地あるも貧弱なる村の資力を以ては到底企圖し得へきものに在らす依て國費を以て三津口港灣利用の計畫を爲し以て地方產業の振興を計られたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百七十六號

意見書

請願文書表第二〇二四號
大阪市水源地營造物に因る損害補償の請願　大阪府西成郡西中島村長矢田吉三郎外二十五名呈出（紹介議員井坂光師君）

右請願の要旨は大阪府西成郡西中島村の樞要地點に於て大阪市は面積四十一町步に亘る水源池を設置せり之に對しては些の公課をも賦課し得さるのみならす水源池の周圍五町以內の地域は製造工場の設立を禁したり此の面積百三十二町步餘にして全村總面積三百七十町步中約四割の地域は唯徒に放擲し置かさるへからすして同村の受くる不利甚し依て右水源池たる營造物の爲に被れる損失に對し補償方法を講せられたしと謂ふに在り
衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百七十七號

意見書

請願文書表第二〇三一號
舊八重洲橋復舊の請願　東京府東京市日本橋區通町四丁目七番地平民賣藥商津村重和外四十名呈出（紹介議員磯部尚君）

右請願の要旨は東京市內吳服橋と鍛冶橋の中間に設置しありし舊八重洲橋は三百餘年間江戶繁榮の要路に當り人馬の往來殷賑を極めたる歷史を有す然るに東京停車場設置せられて該橋は取拂はれ爲

に右停車場より呑吐せらるゝ幾萬の公衆は多大の不便を蒙り帝都の交通機關上看過すへからさる緊要事に屬す是舊八重洲橋撤去の結果にして猶他日東京停車場と上野停車場との間に高架線の敷設せらるゝに至らむか更に甚しき不便を感するに至るへし依て速に舊八重洲橋を復舊して公衆の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百七十八號

意見書

請願文書表第二〇三三號

多摩川改修費並水源涵養費國庫支辨の請願

東京府東京市京橋區二丁目一番地酒井泰外十四名呈出（紹介議員戸井嘉作君外四名）

右請願の要旨は目下改修工事著手中の多摩川は東京府及神奈川縣に於て負擔する外國庫より總工費の二分の一を補助せられつゝあるも右府縣は連年水害の爲財政枯渇し殘餘の負擔に堪へす殊に多摩川水流の大部分は東京市三百萬人の飲料水に供する最重要なる河川なれは其の修築費は古來國庫支辨に屬せしものを明治十三年中地方支辨に移されたるものなれは特別の詮議を以て右多摩川改修費並附屬事業たる水源涵養費の全部を國庫に於て支辨せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百七十九號

意見書

請願文書表第二〇五五號

東京灣治水に關する請願　東京府南葛飾郡砂村長宇田川啓輔呈出（紹介議員島田三郎君）

同　第二〇五六號

同上　東京府東京市深川區新安宅町十二番地平民建築業兼材木商島田藤吉外十四名呈出（紹介議員島田三郎君）

右請願の要旨は東京府南葛飾郡砂村及其の附近は南方一帶海に面し且つ土地低き爲に南風の襲來と共に激浪怒濤狂奔して在來の堤防を破壞し海嘯の爲家屋の倒壞人畜の死傷其の他商工業に及す損害互額に達し慘害名狀すへからさるものあり依て右救濟方法として國費を以て適當なる根本的治水策を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百八十號

意見書

請願文書表第二〇六三號

臺灣統治に關する請願　茨城縣多賀郡豊浦村大字砂澤三百五十番地平民高津達呈出（紹介議員澤來太郎君）

右請願の要旨は臺灣は我か帝國の領土に屬してより既に二十有五年の久きに達したるに拘らす同島民族か未た我か民族に同化せさるは統治上施政方針の適切ならさるに基因すと謂はさるへからす抑民族同化の要諦は敬神の道に在り依て當局は此の際該土に神社を建設し神職を養成し崇祖敬神の觀念を普及し之と相俟て教育機關の改善、風俗改良の方法として結婚及演劇機關を設け以て德化を普及し同島民族同化の實を擧けられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百八十一號

意見書

請願文書表第二〇六〇號

氷見郡沿海内に漁港修築の請願　富山縣氷見郡氷見町南中二十七番地平民商伏見久作呈出（紹介議員廣瀬鎭之君外一名）

右請願の要旨は富山縣氷見郡は縣の西北隅に在りて一町二十箇村を包擁し面積十八方里に達し東方一帶は越中灣に臨み波浪潮流共に靜穩にして定置漁業甚盛なり從て其の產額頗る多く且年々增進す然るに同郡沿海内には一箇の魚港及漁船の定繫場なく爲に冬期盛漁期に際しては裏日本海に於ける激浪の爲に船舶顚覆し漁民を海中に葬るか如き慘害夥しく產業開發上遺憾尠からす而も同郡海岸の如き自然的港形を爲し漁港の施設上極て便宜なれは政府は速に漁港を修築して斯業の獎勵發展に資せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百八十三號

意見書

請願文書表第一九八六號

佐香村大字坂浦に集配郵便局設置の請願　島根縣簸川郡佐香村大字坂浦十五番地平民農三島藤次郎外二十一名呈出（紹介議員高橋久次郎君）

右請願の要旨は島根縣簸川郡佐香村は戸數五百七十、人口二千六百餘を有し漁業盛にして其の一箇年の漁獲高九萬餘圓に達し之に伴ふ水產商業家亦尠からす加ふるに漁業上該村民の他府縣に出稼するもの年々數百人を算し從て普通郵便は勿論爲替貯金事務亦頗る繁多なるに拘らす所轄平田郵便局に至るには二里半の距離あり而も道路嶮惡にして住民の被る不利不便尠少ならす又隣接八束郡伊野村は戸數三百六十八人口千七百餘大野村は戸數四百四十餘人口二千百餘を有するも其の距離一里乃至二里なるを以て佐香村所在郵便局の管區たるを便とす依て速に前記三箇村を管轄する集配郵便局を佐香村大字坂浦に設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百八十四號

意見書

請願文書表第二〇四四號

上國崎村に郵便局設置の請願　大分縣東國東郡上國崎村長光永順平呈出（紹介議員松田源治君）

右請願の要旨は大分縣東國東郡上國崎村は村運の進展に伴ひ郵便事務增加したるに拘らす富來郵便局管轄區域に屬するか爲事務遲滯して不便尠からす依て同村に郵便局を設置して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百八十五號

意見書

請願文書表第二〇四五號

關都郵便局を集配局に復舊の請願　福島縣耶麻郡月輪村長佐々木佐三呈出（紹介議員八田宗吉君）

右請願の要旨は福島縣耶麻郡月輪村關都郵便局は明治初年以來月輪、長瀬兩村を管轄し集配事務取扱局たりしに大正五年中無集配局に變更せられ不便甚し依て月輪村一圓を管轄區域とする集配局に復舊して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百八十六號

意見書

請願文書表第二〇四六號

白岩村大字白岩に三等郵便局設置の請願　福島縣安達郡白岩村大字白岩鹽崎百六十五番地平民農石橋傳外二百九十二名呈出（紹介議員堀切善兵衛君）

右請願の要旨は福島縣安達郡白岩村は地勢四通八達の要衝に在りて生繭、蠶種、葉煙草、米麥等の產地にして其取引甚盛なり殊に養蠶時期に於ては各種郵便事務激增し其の取扱敏活を要するに拘らす所轄小濱局及隣局本宮、三春、二本松等の各局に至るには二里乃至三里餘を隔つるを以て不便尠からす依て同村大字白岩地內に三等郵便局を設置して村民の便益を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百八十七號

意見書

請願文書表第二〇五八號

柏崎高崎間直通電話架設の請願　新潟縣刈羽郡柏崎町長武藤庄藏外三名呈出（紹介議員關矢儀八郎君）

右請願の要旨は新潟縣刈羽郡柏崎町及其の附近と群馬縣高崎市との商取引は輓近著しく發展したるに依り相場の變動其の他敏活に商機を知覺するには通信機關の完備を要す依て柏崎町及高崎市間に直通電話を架設して町民の利便を計られたしと謂

ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百八十八號

意見書

請願文書表第二〇六二號

川上村迫郵便局に集配事務開始の請願　奈良縣吉野郡川上村長山本久吉呈出（紹介議員福本實松君）

右請願の要旨は奈良縣吉野郡川上村大字迫は村の中央に位し村役場其の他諸種の機關備はり商取引の中心地たり從て各種の郵便事務繁多なれは既に電信電話事務開始せられたるに拘らす集配事務は遠隔なる大瀧局の取扱に係り僅に一日一回配達せらるるに過きすして其の不便尠からす依て迫郵便局に集配事務を開始して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百九十號

意見書

請願文書表第二〇五〇號

七里村に登記所設置の請願　山梨縣東山梨郡七里村助役相澤德重外五名呈出（紹介議員穴水要七君）

右請願の要旨は山梨縣東山梨郡七里村は人口九千餘にして商工業の發展に伴ひ各種の機關備はり當記件數は管内第一位を占む然るに所轄日下部出張所は其の管轄十九箇村に亘り事務繁多にして常に其の取扱進捗せすして不便尠からす依て廳舍は村民に於て建設貸附すへきを以て七里、奥野田、大藤、神金、玉宮、松里、諏訪、中牧、西保の十箇村を管轄區域とする登記所を七里村に設置して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百九十一號

意見書

請願文書表第二〇六四號

東京區裁判所所屬執達吏の職務執行改善に關する請願　東京府東京市芝區愛宕町一丁目二番地平民會社員高相喜則外二名呈出（紹介議員横山勝太郎君）

右請願の要旨は東京區裁判所所屬執達吏の職務執行は法規上缺陷多き爲其の手數料、送達料及旅費書類の送達、差押解除、競賣執行等に就て常に奸策行はれ訴訟當事者は多大の損害を蒙るに反し執達吏は莫大なる而も不當の收益を取得して其の弊害尠からされは速に之か改善を計られむことを私見案を具して請願すと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百九十二號

意見書

請願文書表第二〇二三號

町村費輕減の爲國庫下渡金增加の請願　新潟縣岩船郡村上町長澤田要人外二十九名呈出（紹介議員高橋光威君）

右請願の要旨は世運の進歩に伴ひ町村の經費は年々膨脹し一般に之か負擔に苦むの狀況なり從て教育機關の設備改善を始とし勸業、土木、衞生其の他諸般の施設を企圖する餘力なく町村自治の發展上洵に遺憾のことに屬す政府は曩に義務教育費國庫負擔法を制定し之を實施せられたるも未た其の目的を達する能はす依て大正八年度より國庫下渡金を增額して町村費の輕減を計り自治體の發展を期せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百九十六號

意見書

請願文書表第一九八九號

久慈、那珂兩郡より氏家町間大子線速成の請願　栃木縣鹽谷郡喜連川町長淺沼成久外三名呈出（紹介議員高田耘平君）

右請願の要旨は茨城縣久慈、那珂兩郡より栃木縣那須郡鹽谷郡を通過して同郡氏家町に達すへき大子豫定線は其の工事遲々として進捗せす而も茨城縣久慈、那珂兩郡及右沿道地方に於ける馬頭、武茂、那珂、喜連川、熱田の各町村は孰も土地肥沃物資饒多なるに拘らす交通運輸の途全からさる爲那須郡馬頭町より鹽谷郡氏家町間は馬背に依り搬出しつつありて地方產業開拓上遺憾尠からす而して此の豫定線と接近並行して敷設せらるる烏山線あるも全く其の連絡を異にし前記の目的を達すること能はす依て速に右大子豫定線を完成して地方產業開發の途を講せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百九十七號

意見書

請願文書表第二〇四八號

所子村に停車場設置の請願　鳥取縣西伯郡所子村長門脇榮一外三名呈出（紹介議員頭本元貞君）

右請願の要旨は鳥取縣西伯郡所子村は山陰線御來屋、淀江兩驛の中央に位し人家稠密農產物豐富にして殊に無限の林產を藏す然るに兩驛間の距離殆と六哩に達し人文並產業開發上不便尠からす依て所子村地內に停車場を設置して地方の便利を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三百九十號

意見書

請願文書表第二〇五二號

清海村に停車場設置の請願　千葉縣夷隅郡清海村鵜原區長保呂田宇之助外三十二名呈出（紹介議員磯野敬君）

右請願の要旨は千葉縣夷隅郡清海村は勝浦町の西部に接續し有名なる松部石の產地たり又森下港は船舶輻輳して漁獵の利益多く同村鵜原は馬貝藻の產出額房總半島第一位を占む尙中外水產株式會社の經營に係る養魚場は近く竣工すへく其の他砂子の浦勝地等ありて此等物資の取引並觀客等年々盛況を呈するを以て同村に停車場を設置して富源開拓並產業の發展に資せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四百號

意見書

請願文書表第二〇六八號

臺灣取引所設立速成の請願　東京府東京市四谷區傳馬町十六番地平民村上先呈出（紹介議員石原正太郎君）

右請願の要旨は商界に於ける物品公定相場の成定及物價調節の唯一機關として取引所の必要なることは言を俟たさる所なり臺灣總督府は既に十八九年前より取引所設立に關する調査に著手し大正三年同府の律令審議會に於て該取引所令を可決したるの事實に徵するも亦臺灣取引所の設立如何は最早や可否の問題に非すして其の實行遲速の問題なりと謂はさるへからす依て臺灣物產の取引の爲速に臺灣取引所を設立せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四百一號

意見書

請願文書表第二〇六七號

和束郵便局に電信電話事務開始の請願　京都府相樂郡中和束村長西井行次郎外三名呈出（紹介議員長田桃藏君）

右請願の要旨は京都府相樂郡中和束、湯船、西和束、東和束の各村は現時電信電話の必要を感すること切實なり然るに最寄電信取扱所に至るには三里以上の距離ありて不便甚し依て京都府和束郵便局に電信電話事務開始せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四百二號

意見書

請願文書表第二〇七〇號

里庄郵便局に電信電話並集配事務開始の請願　岡山縣淺口郡里庄村大字新庄五百三十七番地農岡本市郞呈出（紹介議員小川郷太郎君）

右請願の要旨は岡山縣淺口郡里庄村は戸數千七百餘、人口九千を有し商工業の勃興と共に銀行、會

社の設立多く從て郵便事務も亦激增す然るに電信電話並集配事務は遠隔なる笠岡局及鴨方局の取扱に係るを以て不便尠からす依て里庄郵便局に電信電話並集配事務を開始して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

別報告第四百三號

意見書

請願文書表第二〇六九號

天鹽線鐵道天鹽市街經由の請願　北海道天鹽郡天鹽村海岸通二丁目鈴木榮三郎外百三十七名呈出（紹介議員東武君外二名）

右請願の要旨は北海道天鹽線の天鹽市街經由の請願は第三十九回及第四十回帝國議會に於て採擇と爲り當時當局は實地踏査の上之を決定すへき旨言明せられたり殊に天鹽市街を經由する時は該鐵道と船舶との連絡を保ち水陸の運輸交通を便ならしむるのみならす宗谷線とも連絡するを以て鐵道營業上便利なるを以て天鹽線鐵道は天鹽市街を經由して速に敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

○岩崎勳君　日程第七乃至第百二に至る請願特別報告は、一括して請願委員長報告の通り、採擇せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　別に御異議もありませぬから委員長報告の通り總て採擇と決定したる事を宣告致します、是で日程は議了致しました――諸君、第四十一回帝國議會は、本日を以て會期終了を告ぐるに至りました、此際例に依つて本會期の成績の概要を申述べます、大正八年度歳計豫算は特別會計を除き十億六千四百餘萬圓、臨時軍事費二億千七百餘萬圓本院は此巨額の豫算を殆ど滿場一致を以て可決し、之に伴ふ諸法案も議事の進行頗る圓滿にして、些の紛擾を見ず、十分に審査し冷靜に決議致しました、此如きは未曾有の事に屬します、而して此間議了したる諸法案に付て之を見まするに何れも時勢の要求に應じ、國利民福の增進に資せざるものはありませぬ、先づ教育に關し高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律案を議定し、四十有餘の高等教育機關の完成を期し、並に各大學に關する法律案を改正すると共に、私立學校用地免租に關する法律案も議定致しました、尚ほ本院亦各種學校の創設に關する建議も致しました、尚ほ鐵道に關しては更に繼續費三億三千五百餘萬圓を增加し、其建設改良を圖り、且つ鐵道の整理に關する諸法案を議定し、又本院幾多鐵道の速成に關する建議を議了致しました、更に電信電話の增設擴張の爲め、前年度に比し約千三百餘萬圓の增加支出にも協賛を致しました、又國民保健に關しては、精神病院結核「トラホーム」豫防等の諸案を議し、尙ほ建議を添へました、食糧問題に關しましては、關稅の減免、開墾の助成に關する法律案を議了致しました、其他產業の獎勵に關する法律、建議、請願等は約三百餘に上りまして、十數年來の懸案たる衆議院議員選擧法改正案の如き、現行法施行以來、改正案の提出實に五十九回、政府の提案も亦三回に及びました、今回は初めて兩院を通過し、之に依つて大に選擧權を擴張し、區制を改めて小選擧區制を採るに至りました、今や歐洲は戰亂に次ぐに過激思想の瀰漫を以て致して居ります、其國政の困難想ふべしと存じます、此秋に際して我が帝國は和衷協賛、上下心を一にして、盛に經綸を行ふ、是れ實に憲政の賜にして（拍手起る）洵に慶賀の至りに堪へませぬ、茲に閉會に際し諸君の連日の勞を謝し、併せて多大の御援助に對して感謝を表します、例に依り本會期に於ける議案の經過は書記官長より報告致します。

〔寺田書記官長朗讀〕

本會期中

會議を開くこと　三十回

部會及委員會を開くこと　四百八十三回

本會期に於ける議案の總數及結果

豫算案及豫算追加案　十四件　可決

決算　一件　委員長の報告を是認す

承認を求むる議案　九件　承認を與ふ

政府提出法律案　五十四件

內

可決したるもの　五十一件

未決のもの　三件

貴族院提出法律案　一件　可決

議員提出法律案　三十二件

內

可決したるもの　十三件

否決したるもの　二件

議決を要せさるもの　一件

未決のもの　十六件

上奏案　二件　可決

建議案　八十一件

內

可決したるもの　五十九件

併合したるもの　七件

否決したるもの　二件

議決を要せさるもの　三件

未決のもの　十件

重要動議　五件　可決

回付案　四件

內

法律案　三件　貴族院の修正に同意す

豫算追加案　一件　貴族院の修正に同意す

請願　二千〇九十七件

內

採擇又は採擇と看做したるもの　千八百七十一件

政府又は特別委員會に參考として送付したるもの　百九十三件

院議に付するを要せさるもの　七件

未了　二十六件

質問　五十四件

內

撤回したるもの　一件

口頭又は書面を以て答辯ありたるもの　五十三件

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　是にて散會。

〔拍手起る〕

午後五時四十六分散會

第四十一回帝國議會衆議院　終

第四十一議會閉院式勅語

（大正八年三月二十七日）

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

朕本日ヲ以テ帝國議會ノ閉會ヲ命シ併セテ卿等勵精克ク協賛ノ任ヲ竭セルノ勞ヲ嘉奨ス

第四十一帝國議會　終

第四十二帝國議會

第四十一議會を終へて第四十二議會へ

平和條約の成立

大正七年十一月、獨墺と休戰條約締結せらるるや講和會議は佛國ヴェルサイユ宮に於て開かれたが、關係國甚だ多數に亘れる爲、主要なる條約は、日本英國、米國、佛國、伊國の五大國代表者の會議に依つて大體決する事となつた、我が全權は西園寺公望牧野伸顯、珍田捨巳、松井慶四郎の四人で、之に列席したのであるが、英佛伊は何れも現任の首相外相が列席し、米國に至つては大統領のウイルソン自身が出席した。

この會議は列席諸國甚た多く、各その利害を異にした爲、全權達は自國を有利の地位に置かんとしてその活躍は頗る目覺ましいものであつた、斯くて久しきに亘つて協議に協議を重ね、大正八年六月二十四日を以て平和條約は成立し、各國全權は之に記名調印を了し我全權西園寺公望は八月末を以つて歸朝した。

然して、此の平和條約の第一編に規定されたものは國際聯盟に關する事項であつて、國際聯盟は北米合衆國大統領ウイルソンの提唱せる處のもので、世界永遠の平和を期する爲、戰爭を避けると云ふ趣旨の下に生れ出でた各國間の約束で、聯盟加盟の國は日本、英國、佛蘭西、伊太利、白耳義等三十一箇國であつた、殊に滑稽なのは亞米利加合衆國で、その大統領のウイルソンが提唱して、この聯盟が成立したものであつたが、その本國に於ては、上院が加盟の批准を否決した爲め、之れに加盟することが出來ないといふ破目に陷つたのであつた。

平和條約は對獨、對墺、對土、對勃の各條約から成立して居るが、其主なるものは對獨平和條約で、頗る浩瀚なものである、その編目だけを擧げると、

第一編　國際聯盟規約　　第二編　獨逸の境界
第三編　歐洲政治條項
第四編　獨逸國外に於ける獨逸國の權利及利益
第五編　陸軍、海軍及航空條約
第六編　俘虜及墳墓　　第七編　制裁
第八編　賠償　　第九編　財産條項
第十編　經濟條項　　第十一編　航空
第十二編　港水路及鐵道　　第十三編　勞働
第十四編　保障　　第十五編　雜則

此の平和條約に於て得た日本の利益といふのは、一支那靑島に於て、獨逸が有した權利を繼承したること
二マリアナ群島、マーシヤル、カロリン兩群島の北部の統治を委任されたること
三軍艦三隻、潛航艇三隻及商船數隻の讓渡を受けたること

等がその主なるものであつた。

對外の事情はこの外に支那との交情は紛糾に紛糾を重ねて居つたのであつたが、內治は多數を擁する政友會內閣に依つて、靜穩を極めて居つた。

第四十二議會開院式勅語

（大正八年十二月二十六日）

第四十二議會は大正八年十二月二十四日を以て召集せられ、越えて二十六日開院の式を行はせられて左の勅語を賜つた。

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加ヘ平和ノ協定其ノ成ヲ見ムトス朕深ク之ヲ欣フ

朕ハ國務大臣ニ命シテ大正九年度豫算案及各般ノ法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ望ム

勅語ニ對スル奉答（貴族院）

（大正八年十二月二十七日）

貴族院議長臣德川家達誠恐誠惶謹テ
叡聖文武天皇陛下ニ上奏ス
第四十二回帝國議會ノ開會ニ際シ茲ニ盛典ヲ擧ケ優渥ナル
勅語ヲ賜フ臣等謹テ
叡旨ヲ奉體シ愼重審議協贊ノ任ヲ竭シ以テ
皇猷ヲ贊襄セムコトヲ期ス臣家達恐懼ノ至ニ任ヘス謹テ奉答ス

勅語ニ對スル奉答（衆議院）

（大正八年十二月二十七日）

恭ク惟ニ
陛下茲ニ第四十二回帝國議會開院ノ盛式ヲ擧ケ優渥ナル　聖詔ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ勝ヘス今ヤ世界ノ平和將ニ成ラムトス帝國ノ任益々重ヲ加フ臣等謹テ　聖旨ヲ奉體シ愼重審議上
陛下ノ隆恩ニ對ヘ下國民ノ委託ニ酬ムコトヲ期ス
衆議院議長臣大岡育造誠恐誠惶謹テ奏ス

第四十二議會國務大臣

内閣總理大臣兼司法大臣　原　敬
海軍大臣　加藤友三郎
外務大臣　子爵　內田康哉
大藏大臣　男爵　高橋是清
陸軍大臣　田中義一
農商務大臣　山本達雄
內務大臣　床次竹二郎
文部大臣　中橋德五郎
遞信大臣　野田卯太郎

第四十二議會政府委員

政府委員

內閣統計局長　牛塚虎太郎
法制局長官　橫田千之助
法制局參事官　馬場鍈一
法制局參事官　松村眞一郎
拓殖局長官法學博士　古賀廉造
軍需局長　原　象一郎
鐵道院總裁　床次竹二郎
鐵道院副總裁工學博士　石丸重美
鐵道院理事　永井　亨
鐵道院理事法學博士　中川正左
鐵道院理事法學博士　佐竹三吾
朝鮮總督男爵　齋藤　實
朝鮮總督府政務總監法學博士　水野鍊太郎
朝鮮總督府財務局長　河內山樂三
朝鮮總督府參事官　大塚常三郎
臺灣總督男爵　田　健治郎
臺灣總督府總務長官法學博士　下村　宏
臺灣總督府事務官　阿部　滂
關東長官男爵　林　權助
關東廳事務總長　杉山四五郎
關東廳事務官　永山善之助
樺太長官　永井金次郎

外務省所管

外務次官　埴原正直
外務省政務局長　芳澤謙吉
外務省通商局長　田中都吉
外務省條約局長　松田道一
外務書記官　岡本武三
總領事　藤田敏郎

內務省所管

內務次官　小橋一太
內務省神社局長　塚本淸治
內務省地方局長　添田敬一郎
內務省警保局長　川村竹治
內務省土木局長　堀田　貢
內務省衞生局長　潮　惠之輔
內務省參事官　池田　宏
內務省參事官　山田準次郎
北海道廳長官　笠井信一

大藏省所管

大藏次官　神野勝之助
大藏省主計局長　西野　元

大藏省主税局長 松本重威
大藏省理財局長 森俊六郎
大藏省銀行局長 小野義一
大藏省參事官 藤井眞信
大藏書記官 勝正憲
大藏書記官 保倉熊三郎
大藏書記官 佐々木謙一郎
大藏書記官 河田烈
大藏書記官 太田嘉太郎
大藏書記官 神鞭常孝
專賣局長官 野中清

陸軍省所管

陸軍次官 山梨半造
陸軍中將 淺川敏靖
陸軍少將 井上幾太郎
陸軍主計總監 田中政明
陸軍一等主計正 谷林德太郎
理事 志水小一郎

海軍省所管

海軍次官 栃内曾次郎
海軍主計中將 志佐勝
海軍主計少將 久野工
主理 内田重成

司法省所管

司法次官法學博士 鈴木喜三郎
司法省刑事局長法學博士 豐島直通
司法省監獄局長法學博士 谷田三郎
司法省民事局長法學博士 山内確三郎
司法省參事官法學博士 池田寅二郎
司法省參事官法學博士 山岡萬之助
司法省參事官 [illegible]島喬平
司法書記官 近藤三郎

文部省所管

文部次官 南弘
文部省專門學務局長 松浦鎭次郎
文部省普通學務局長 赤司鷹一郎
文部省實業學務局長 山崎達之輔
文部省宗教局長 柴田駒三郎
維新史料編纂事務局長 黒澤次久
文部省參事官 武部欽一
文部書記官 關屋龍吉
文部省圖書監修官 渡部董之介

農商務省所管

農商務次官 犬塚勝太郎
農商務省農務局長 道家齊
農商務省商務局長 岡本英太郎
農商務省工務局長男爵 四條隆英
農商務省山林局長 鶴見左吉雄
農商務省鑛山局長 崎川才四郎
農商務省水産局長 村上隆吉
農商務書記官 副島千八
農商務書記官 長滿欽司
農商務書記官 石黒忠篤
農商務書記官 齋藤龜三郎
製鐵所長官 白仁武
製鐵所參事 小川藏次郎
特許局長 中井勵作
戰時保險局長 宮内國太郎
臨時米穀管理部事務官 大塚健治

遞信省所管

遞信次官 秦豐助
遞信省通信局長 米田奈良吉
遞信省電氣局長 肥後八次
遞信省管船局長 若宮貞夫
遞信省經理局長 杉精三
爲替貯金局長 天岡直嘉

貴族院議員の異動

自第四十一議會閉會式翌日（大正八年三月廿八日）至第四十二議會閉會式當日（大正九年二月廿六日）

議員氏名	異動年月日	異動事由
◉退任議員		
伯 津輕英麿	大正八年四月五日	死亡
子 外山光輔	〃	〃
横山久太郎	四月九日	辭任
恒久王	四月廿三日	死亡
公 德大寺實則	六月四日	〃
多勢龜五郎	六月九日	〃
小野田元凞	六月十三日	〃
大森慶次郎	七月八日	辭任
侯 大炊御門幾麿	八月十一日	死亡
柴田家門	八月廿五日	〃
男 山内萬壽治	九月十八日	〃
子 久留島通簡	十月廿一日	〃
子 小笠原勁一	十一月三日	〃
平山成信	十一月五日	辭任
侯 中山孝麿	十一月廿七日	死亡
岩村兼善	〃	〃
牟田口元學	大正九年一月十三日	〃
公 二條基弘	一月十四日	資格消滅
子 一柳末德	一月十七日	辭任
折田彦市	一月廿六日	死亡
有松英義	二月廿四日	辭任
◉就任議員		
男 中村雄次郎	大正八年四月十二日	新任
裕仁親王	四月九日	〃
男 永山武敏	五月十日	補缺當選
子 柳生俊久	五月十七日	〃
子 秋田重季	〃	〃
伯 勸修寺經雄	六月十四日	〃
子 戸澤正己	六月廿一日	〃
公 德大寺公弘	六月三十日	新任
平井六右衛門	八月廿一日	補缺當選
近岡理三郎	十月四日	〃
秋山源兵衛	十月二十日	〃
侯 中山輔親	十二月二十日	新任
子 蒔田廣城	十二月廿六日	補缺當選
子 高倉永則	大正九年一月十七日	〃
恒憲王	一月廿七日	新任

衆議院議員の異動

自第四十一議會閉會式翌日（大正八年三月廿八日）至第四十二議會閉會式當日（大正九年二月廿六日）

議員氏名	府縣	異動年月日	異動事由
◉退任議員			
我如古樂一郎	沖繩	大正八年五月十四日	選擧法違反
江藤哲藏	熊本	六月廿四日	死亡
小山東助	宮城	八月廿五日	〃
野添宗三	兵庫	八月廿八日	〃
中山梅治郎	奈良	十月廿四日	〃
古川清	島根	十一月廿九日	當選無効
岡崎運兵衛	〃	十二月十七日	死亡
白河次郎	大阪	十二月廿五日	〃
福本寅松	奈良	十二月廿九日	〃
井坂光輝	大阪	大正九年二月九日	〃
望月長夫	滋賀	二月十日	〃
◉就任議員			
岸本賀昌	沖繩	大正八年六月十六日	補缺當選
尾越辰雄	熊本	九月九日	〃
菅原傳	宮城	十月七日	〃
砂田重政	兵庫	十月十日	〃
片山太郎	奈良	十一月三十日	〃
佐々木武生	島根	十二月廿三日	〃
桑原羊次郎	〃	大正九年一月十九日	〃
松本强二	奈良	一月十六日	〃
板野友造	大阪	一月卅一日	〃

第四十二回帝國議會貴族院

○大正八年十二月二十七日（土曜日）

午前十時五分開議

議事日程　第一號

第一　全院委員長の選擧

第二　常任委員の選擧

○議長（公爵德川家達君）　昨二十六日本院議員に當選せられました子爵蒔田廣城君の席次は子爵大浦兼一君の次席と確定いたしました、其部屬は第五部に定めました、去る七月九日外務次官より講和條約調印に際し貴衆兩院議長に對しイスパニア國上下兩院より祝意の表彰ありたるに付き同國公使より通報の件通牒がありました、同月十三日兩院議長より回答方を外務大臣へ依頼を致して置きました、其他の報告は官報に掲載することに致しまして、本議場では御異議なければ省略いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔左の報告書は朗讀を經さるも參照のため茲に收錄す〕

第四十一回議會閉會後に於ける事項報告

去る三月二十七日外務省政務局長代理より左の如く在佛松井大使の回電ありたる旨の通知を受領せり

クレマンソー首相慰問に關する貴族院決議の佛譯を添へ右決議傳達遲延の理由と共に同首相へ傳達方外務大臣に依頼し置きたる處同大臣より本月十四日付を以て貴族院議長に對し深厚なる謝意表彰方同首相より依頼せられたる趣申出ありたり

從三位勳四等伯爵　津輕英麿君

去る四月五日薨去せらる依て九日弔辭を贈れり

從三位子爵　外山光庸君

同日薨去せらる依て十日弔辭を贈れり

横山久太郎君

去る四月九日願に依り貴族院議員を免せらる

正三位勳一等功四級男爵　中村雄次郎君

去る四月十二日貴族院令第一條四項に依り貴族院議員に任せらる

去る四月二十一日恒久王殿下御病氣御危篤に付議長は議院を代表して參殿御見舞を爲せり

陸軍少將大勳位功五級　恒久王殿下

去る四月二十三日薨去あらせらる依て二十六日議長參殿弔辭を捧呈せり

大勳位　裕仁親王殿下

去る四月二十九日貴族院令第二條に依り議席に列せらる

去る五月七日皇太子殿下御成年式に付議長は議院を代表して宮内大臣を經て賀表を、東宮大夫を經て賀儀を捧呈せり

正四位勳三等功五級男爵　永山武敏君

去る五月十日男爵議員補闕選擧に當選せらる

正四位勳三等子爵　柳生俊久君

從四位子爵　秋田重季君

去る五月十七日子爵議員補闕選擧に當選せらる

從一位大勳位公爵　德大寺實則君

去る六月四日薨去せらる依て六日弔辭を贈れり

多勢龜五郎君

去る六月九日死去せらる依て十三日弔辭を贈れり

從二位勳一等　小野田元凞君

去る六月十三日薨去せらる依て十六日弔辭を贈れり

正四位伯爵　勸修寺經雄君

去る六月十四日伯爵議員補闕選擧に當選せらる

正五位子爵　戸澤正己君

去る六月二十一日子爵議員補闕選擧に當選せらる

正三位公爵　德大寺公弘君

去る六月三十日貴族院令第三條に依り議席に列せらる

去る七月一日對獨平和條約調印確定に付議長は議院を代表して參内宮内大臣を經て祝詞を言上せり

去る七月四日大井第十二師團長より左の謝電を受領せり

無事歸還に際して出征中は深厚なる御同情と御援助を深謝す

大森慶次郎君

去る七月八日願に依り貴族院議員を免せらる

正三位勳三等侯爵　大炊御門幾麿君

去る八月十一日薨去せらる依て十三日弔辭を贈れり

勳四等　平井六右衛門君

去る八月二十一日貴族院令第一條五項に依り貴族院議員に任せらる

正三位勳一等　柴田家門君

去る八月二十五日薨去せらる依て二十八日弔辭を贈れり

從三位勳一等功二級男爵　山内萬壽治君

去る九月十八日薨去せらる依て二十二日弔辭を贈れり

勳八等　近岡理三郎君

去る十月四日貴族院令第一條五項に依り貴族院議員に任せらる

秋山源兵衛君

去る十月二十日貴族院令第一條五項に依り貴族院議員に任せらる

從二位勳三等子爵　久留島通簡君

去る十月二十一日薨去せらる依て二十五日弔辭を贈れり

從四位子爵　小笠原勁一君

去月三日卒去せらる依て五日弔辭を贈れり

從二位勳一等　平山成信君

去月五日願に依り貴族院議員を免せらる

正二位勳一等侯爵　中山孝麿君

去月二十七日薨去せらる依て二十九日弔辭を贈れり

從四位勳二等　岩村兼善君

同日卒去せらる依て二十九日弔辭を贈れり

從五位侯爵　中山輔親君

去る二十日貴族院令第三條に依り議席に列せらる

去る二十四日本院成立の旨政府及衆議院に通知せり

同日衆議院より同院成立の旨通牒を受領せり

同日内閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられたる旨の通牒を受領せり

政府委員

内閣統計局長　牛塚虎太郎君

法制局長官　横田千之助君

法制局參事官　馬場鍈一君

法制局參事官　松村眞一郎君

拓殖局長官法學博士　古賀廉造君

軍需局長　原象一郎君

鐵道院總裁　床次竹二郎君

鐵道院技師工學博士　石丸重美君

鐵道院理事　永[illegible]亨君

鐵道院理事　中川正左君

鐵道院理事法學博士　佐竹三吾君

朝鮮總督府政務總監法學博士　水野錬太郎君

朝鮮總督府財務局長　河内山樂三君

朝鮮總督府參事官　大塚常三郎君

臺灣總督府總務長官法學博士　下村宏君

臺灣總督府事務官　阿部滂君

關東廳事務總長　杉山四五郎君

關東廳事務官　永山善之助君

樺太廳長官　永井金次郎君

外務省所管事務政府委員

外務次官　埴原正直君

外務省政務局長　芳澤謙吉君

外務省通商局長　田中都吉君

外務省條約局長　松田道一君

外務書記官　岡本武三君

總領事　藤田敏郎君

内務省所管事務政府委員

内務次官　小橋一太君

内務省神社局長　塚本清治君

内務省地方局長　添田敬一郎君

内務省警保局長　川村竹治君

内務省土木局長　堀田貢君

内務省衞生局長　潮惠之輔君

内務省參事官　池田宏君

内務省參事官　山田準次郎君

北海道廳長官　笠井信一君

大藏省所管事務政府委員

大藏次官　神野勝之助君

大藏省主計局長　西野元君

大藏省主税局長　松本重威君

大藏省理財局長　森俊六郎君

大藏省銀行局長　小野義一君

大藏省參事官　藤井眞信君

大藏書記官　勝正憲君

大藏書記官　保倉熊三郎君

大藏書記官　佐々木謙一郎君

大藏書記官　河田烈君

大藏書記官　太田嘉太郎君

專賣局長官　野中清君

陸軍省所管事務政府委員
- 陸軍次官　山梨半造君
- 陸軍中將　淺川敏靖君
- 陸軍主計總監　田中政明君
- 陸軍一等主計正　谷林德太郎君

海軍省所管事務政府委員
- 海軍次官　栃内曾次郎君
- 海軍主計中將　志佐勝君
- 海軍主計少將　久野工君
- 主理　内田重成君

司法省所管事務政府委員
- 司法次官法學博士　鈴木喜三郎君
- 司法省刑事局長法學博士　豐島直通君
- 司法省監獄局長法學博士　谷田三郎君
- 司法省民事局長法學博士　山内確三郎君
- 司法省參事官法學博士　池田寅二郎君
- 司法省參事官　飯島喬平君
- 司法省書記官　近藤三郎君

文部省所管事務政府委員
- 文部次官　南弘君
- 文部省專門學務局長　松浦鎭次郎君
- 文部省普通學務局長　赤司鷹一郎君
- 文部省實業學務局長　山崎達之輔君
- 文部省宗教局長　柴田駒三郎君
- 維新史料編纂事務局長　黑澤次久君
- 文部省參事官　武部欽一君

農商務省所管事務政府委員
- 農商務次官　犬塚勝太郎君
- 農商務省農務局長　道家齊君
- 農商務省商務局長　岡本英太郎君
- 農商務省工務局長男爵　四條隆英君
- 農商務省山林局長　鶴見左吉雄君
- 農商務省鑛山局長　崎川才四郎君
- 農商務省水産局長　村上隆吉君
- 農商務書記官　副島千八君
- 製鐵所長官　白仁武君
- 製鐵所參事　小川藏次郎君
- 特許局長　中井勵作君
- 戰時保險局長　宮内國太郎君
- 臨時米穀管理部事務官　大塚健治君

遞信省所管事務政府委員
- 遞信次官　秦豐助君
- 遞信省通信局長　米田奈良吉君
- 遞信省電氣局長　肥後八次君
- 遞信省管船局長　若宮貞夫君
- 遞信省經理局長　杉精三君
- 爲替貯金局長　天岡直嘉君

一昨二十五日内閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられたる旨の通牒を受領せり

政府委員
- 朝鮮總督男爵　齋藤實君
- 臺灣總督男爵　田健治郎君
- 關東長官男爵　林權助君

昨二十六日子爵議員補闕選擧に當選せらる
- 正五位子爵　蒔田廣城君

○議長（公爵徳川家達君）　是より本日の會議を開きます、昨日開院式の節賜はりました勅語に對する奉答書を起草いたしましたから諸君の御意見を伺ひます、是より朗讀いたします、

貴族院議長臣徳川家達誠恐誠惶謹テ
叡聖文武　天皇陛下ニ上奏ス
第四十二回帝國議會ノ開會ニ際シ玆ニ盛典ヲ擧ケ優渥ナル
勅語ヲ賜フ臣等謹テ
叡旨ヲ奉體シ愼重審議協贊ノ任ヲ竭シ以テ
皇猷ヲ賛襄セムコトヲ期ス臣家達恐懼ノ至ニ任ヘス謹テ奉答ス

○議長（公爵徳川家達君）　唯今讀みました奉答文で御異存ない御方は御起立を請ひます。

〔總員起立〕

○議長（公爵徳川家達君）　全會一致と認めます。

○議長（公爵徳川家達君）　是より本日の議事日程に移ります、第一、全院委員長の選擧、御注意を致して置きますが、本院議員中には同爵にして同姓の御方が澤山ございますから、成るべく投票紙には姓名を御記載に相成ることを望みます、是より投票を集めます爲に書記官を御席へ差出します、尙ほ念の爲に申上げますが御名刺を御添へになる事を望みます

〔書記官投票を取集む〕

○議長（公爵徳川家達君）　投票漏はございませぬか……是より開票いたさせます、御異議がなければ投票の讀上は省略いたしたく存じます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〔書記官投票を計算す〕

○議長（公爵徳川家達君）　投票の結果を御報告に及びます、投票總數二百十二、侯爵徳川賴倫君二百九、公爵徳川圀久君一票、侯爵細川護立君一票、無効一票、故に徳川侯爵多數を以て當選せられました。

○議長（公爵徳川家達君）　議事日程第二、常任委員の選擧、御異議がなければ是より直ちに各部に於て互選せられむことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵徳川家達君）　暫時休憩いたします。

午前十時三十一分休憩

午前十一時二十分開會

○議長（公爵徳川家達君）　議長は午前十一時今朝全會一致を以て議決せられました奉答書を携へまして參内致しました、本日は陛下には輕微なる御不例の爲に出御はあらせられませなんだ、鳳凰の間に於て奉答書を宮内大臣に渡しまして、然るべく奏上せられむことを依頼いたしました、然るに宮内大臣より其更に優渥なる　勅語の傳達を受けました、是より其勅語を捧讀いたします。

〔總員起立〕

朕貴族院ノ深厚ナル敬禮ヲ嘉ス

〔一同敬禮〕

○議長（公爵徳川家達君）　是より各部に於て當選せられました常任委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔長谷川書記官朗讀〕

第一部
- 資格審査委員
  - 伯爵大木遠吉君
- 豫算委員
  - 子爵稻垣太祥君　男爵村上敬次郎君
  - 江木千之君　男爵佐竹義準君
  - 男爵藤村義朗君　男爵藤堂高成君
  - 西川甚五郎君
- 懲罰委員
  - 公爵近衞文麿君
- 請願委員
  - 侯爵蜂須賀正韶君　大村彥太郎君
  - 津村紀陵君　山田純精君
- 決算委員
  - 男爵西村精一君　男爵若王子文健君
  - 安立綱之君　横山章君

第二部
- 資格審査委員
  - 大久保利武君
- 豫算委員
  - 伯爵柳澤保惠君　子爵前田利定君
  - 子爵伊東祐弘君　高崎親章君
  - 河村讓三郎君　男爵福原俊丸君
  - 阪本釤之助君
- 懲罰委員
  - 子爵片桐貞央君
- 請願委員
  - 伯爵川村鐵太郎君　男爵阪井重季君
  - 伊丹彌太郎君　矢口長右衞門君
- 決算委員
  - 子爵本多忠鋒君　男爵藤田平太郎君
  - 鍋島桂次郎君　星島謹一郎君

第三部
- 資格審査委員
  - 服部一三君
- 豫算委員
  - 伯爵松平賴壽君　男爵小澤武雄君
  - 子爵井上匡四郎君　上山滿之進君
  - 湯淺倉平君　江原素六君
  - 勝田銀次郎君
- 懲罰委員
  - 内田嘉吉君
- 請願委員
  - 伯爵副島道正君　子爵吉田清風君
  - 男爵高崎弓彥君　川上親晴君
- 決算委員
  - 子爵板倉勝憲君　男爵沖原光孚君
  - 男爵眞田幸世君　男爵伊丹春雄君

第四部
- 資格審査委員
  - 男爵島津久賢君
- 豫算委員
  - 男爵石黑忠悳君　男爵阪谷芳郎君
  - 荒井賢太郎君　男爵平野長祥君
  - 高橋作衞君　橋本辰二郎君
  - 安田善三郎君
- 懲罰委員
  - 伯爵廣澤金次郎君

勅語奉答文の件　全院委員長の選擧　常任委員の選擧

請願委員
男爵徳川厚君　澤柳政太郎君
大谷嘉兵衛君　近岡理三郎君
決算委員
男爵北大路實信君　男爵池田長康君
八木久兵衛君　高橋源次郎君

第五部
資格審査委員
岡野敬次郎君
豫算委員
伯爵松浦厚君　子爵牧野忠篤君
子爵榎本武憲君　小松謙次郎君
男爵郷誠之助君　男爵東郷安君
懲罰委員
石黒五十二君
折田彦市君
請願委員
子爵立花種忠君　子爵戸澤正己君
男爵村木雅美君　倉知鐵吉君
決算委員
子爵野村益三君　黒岡帶刀君
男爵太秦供康君　三木與吉郎君

第六部
資格審査委員
男爵目賀田種太郎君
豫算委員
伯爵林博太郎君　子爵樋口誠康君
福原鐐二郎君　男爵千秋季隆君
橋本圭三郎君　鎌田榮吉君
中村圓一郎君
懲罰委員
有松英義君
請願委員
鈴木總兵衛君　石谷傳四郎君
岡本榮吉君　成清信愛君
決算委員
男爵毛利五郎君　平尾喜三郎君
秋山源兵衛君　高橋隆一君

第七部
資格審査委員
伯爵清棲家教君
豫算委員
子爵大河内正敏君　子爵八條隆正君
石塚英藏君　谷森眞男君
石渡敏一君　市來乙彦君
伊藤傳七君
懲罰委員
子爵伊集院兼知君
請願委員
男爵山根武亮君　今井五介君
藤本閑作君　櫻井伊兵衛君
決算委員
侯爵細川護立君　男爵西紳六郎君
野々村久次郎君　田中源太郎君

第八部
資格審査委員
男爵南岩倉具威君
豫算委員
子爵青木信光君　子爵酒井忠亮君
淺田德則君　男爵宇佐川一正君
男爵坂本俊篤君　男爵斯波忠三郎君
懲罰委員
仁尾惟茂君
磯部四郎君
請願委員
子爵竹屋春光君　男爵小早川四郎君
男爵矢吹省三君　中山嘉兵衛君
決算委員
男爵藤井包總君　男爵二條正麿君
山田斂君　田中清文君

第九部
資格審査委員
江木翼君
豫算委員
伯爵奥平昌恭君　子爵豐岡圭資君
和田彦次郎君　男爵船越光之丞君
藤田四郎君　若槻禮次郎君
山之内一次君
懲罰委員
松室致君
請願委員
子爵清岡長言君　男爵名和長憲君
男爵清水資治君　西久保弘道君
決算委員
子爵西大路吉光君　子爵池田政時君

二階堂三郎左衛門君　土田萬助君

○議長(公爵徳川家達君)　本年の議事は本日を以て終と致します、明年は一月二十日まで休會を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異議ないと認めます、本日は是にて散會。

午前十一時三十一分散會

○大正九年一月二十二日(木曜日)

午前十時六分開議

議事日程　第二號

第一　公爵毛利元昭君、公爵徳大寺公弘君、公爵島津忠重君、公爵大山柏君、侯爵徳川圀順君、侯爵小松輝久君、子爵松平康民君、子爵五條爲功君、内田嘉吉君、男爵本多政以君、平井六右衛門君請暇の件

第二　平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案(政府提出)　第一讀會

第三　右議案の審査を付託すへき特別委員の選擧

○議長(公爵徳川家達君)　去る十七日本院議員に當選せられました子爵高倉永則君の席次は子爵本多忠敬君の次席と確定いたしました、其部屬を第二部に定めました、是より諸般の報告を致させます。

〔長谷川書記官朗讀〕

大正八年十二月二十七日本院は翌二十八日より大正九年一月二十日まで休會することに定めたる旨を政府及衆議院に通知せり

同日衆議院より同院は翌二十八日より大正九年一月二十日まで休會する旨の通牒を受領せり

正五位　牟田口元學君

去る十三日卒去せらる依て十四日弔辭を贈れり

去る十四日平和克復に付議長は議院を代表して參内侍從長を經て祝詞を言上せり

正二位勳二等公爵　二條基弘君

同日宗秩寮より大正八年十一月二十九日隱居せられたる旨の通牒を受領したるに依り貴族院議員の資格消滅せり

正三位勳三等功四級子爵　高倉永則君

去る十七日子爵議員補闕選擧に當選せらる

正三位勳三等子爵　一柳末德君

同日貴族院議員の辭職御允裁あらせらる

去る十九日政府より左の法律案を提出せり

平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案

昨二十一日内閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられたる旨の通牒を受領せり

陸軍省所管事務政府委員

陸軍少將　井上幾太郎君

理事　志水小一郎君

文部省所管事務政府委員

文部書記官　關屋龍吉君

文部省圖書監修官　渡邊童之介君

農商務省所管事務政府委員

農商務書記官　長滿欽司君

農商務書記官　石黒忠篤君

農商務省所管事務政府委員

臨時米穀管理部事務官　大塚健治君

又左の通政府委員免せられたる旨の通牒を受領せり

本日議員侯爵黒田長成君外一名より各三十八名の贊成を以て左の兩案を發議せり

上奏案

陸海軍に對する感謝決議案

○議長(公爵徳川家達君)　是より本日の會議を開きます。

○侯爵黒田長成君　本員は此際上奏案並に陸海軍に對する感謝決議案の會議を直ちに開かれたいと存じますに依つて議事日程變更の動議を提出いたします

○伯爵廣澤金次郎君　贊成。

〔其他「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　黒田侯爵の議事日程變更の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵徳川家達君)　政府の同意を得ましたから是より上奏案の會議を開きます、黒田侯爵。

上奏案

右貴族院規則第六十四條に依り提出候也

大正九年一月二十二日

發議者

侯爵黒田長成

贊成者

侯爵徳川頼倫

伯爵柳原義光　伯爵小笠原長幹
子爵京極高德　子爵青木信光
子爵酒井忠亮　子爵前田利定
子爵榎本武憲　子爵伊東祐弘
淺田德則　高崎親章
男爵中村雄次郎　男爵村上敬次郎
江木千之　荒川義太郎
和田彥次郎　河村讓三郎
男爵宇佐川一正　小松謙次郎
男爵坂本俊篤　男爵阪谷芳郎
男爵內田正敏　福原鐐二郎
中村是公　男爵平野長祥
男爵千秋季隆　男爵黒田長和
男爵島津久賢　男爵鄉誠之助
谷森眞男　石黒五十二
石渡敏一　橋本圭三郎
山之內一次　伊澤多喜男
高橋作衞　鈴木摠兵衞
佐藤友右衞門　安田善三郎

貴族院議長公爵德川家達殿

貴族院議長臣德川家達誠恐誠惶謹テ
叡聖文武天皇陛下ニ上奏ス
伏シテ惟ルニ歐洲ノ大戰終局ヲ告ケ平和條約新ニ成リ其ノ發布ヲ見ルニ至リ
陛下大詔ヲ下シ
聖旨ノ在ル所ヲ宣示シタマフ臣等感戴措ク所ヲ知ラス抑モ今次ノ大戰ハ前後五箇年ニ亘リ紛亂殆ト全世界ニ及ヘリ帝國ハ東洋ノ平和ヲ保持セムカ爲ニ獨國ニ對シテ戰ヲ宣セラレ先ツ敵ヲ青島ニ掃蕩シ續テ陸海ノ師ヲ遠洋朔北ニ分派シ與國ニ策應シテ機宜ヲ制シ帝國ノ光輝ヲ中外ニ宣揚シ講和ノ議起ルニ及ヒ帝國ハ又友邦主要ノ位地ニ列シ共ニ力ヲ世界ノ平和ニ効セリ大戰勃發以來
陛下頻ニ宸慮ヲ勞シタマヒ擧國黽勉事ニ從ヒ遂ニ今日ノ盛事ヲ見ルニ至リタルハ是皆
陛下威德ノ致ス所ニシテ萬民永ク休明ノ澤ニ浴セムトス臣等明時ニ遭遇シ歡抃踊躍ノ至ニ任フルナシ茲ニ恭テ表ヲ捧ケ奉頌ス

〔侯爵黒田長成君演壇に登る〕

○侯爵黒田長成君　諸君、本員は茲に上奏案提出の趣意を説明いたすことは誠に光榮に存します次第でございます、此上奏案を是より讀みます

貴族院議長臣德川家達誠恐誠惶謹テ
叡聖文武天皇陛下ニ上奏ス
伏シテ惟ルニ歐洲ノ大戰終局ヲ告ケ平和條約新ニ成リ其ノ發布ヲ見ルニ至リ
陛下大詔ヲ下シ
聖旨ノ在ル所ヲ宣示シタマフ臣等感戴措ク所ヲ知ラス抑モ今次ノ大戰ハ前後五箇年ニ亘リ紛亂殆ト全世界ニ及ヘリ帝國ハ東洋ノ平和ヲ保持セムカ爲ニ獨國ニ對シテ戰ヲ宣セラレ先ツ敵ヲ青島ニ掃蕩シ續テ陸海ノ師ヲ遠洋朔北ニ分派シ與國ニ策應シテ機宜ヲ制シ帝國ノ光輝ヲ中外ニ宣揚シ講和ノ議起ルニ及ヒ帝國ハ又友邦主要ノ位地ニ列シ共ニ力ヲ世界ノ平和ニ効セリ大戰勃發以來
陛下頻ニ宸慮ヲ勞シタマヒ擧國黽勉事ニ從ヒ遂ニ今日ノ盛事ヲ見ルニ至リタルハ是皆
陛下威德ノ致ス所ニシテ萬民永ク休明ノ澤ニ浴セムトス臣等明時ニ遭遇シ歡抃踊躍ノ至ニ任フルナシ茲ニ恭テ表ヲ捧ケ奉頌ス

既に諸君の御手許に上奏案は配付してございますから、朗讀は一同だけに致して置きます、一應趣意を申上げますが、此度平和條約發布せられまして畏くも天皇陛下には大詔を下したまひまして帝國臣民は感激措く所を存じませぬ、聖旨の在る所を奉戴いたして參りたいと思ひます、此度の歐洲の大戰亂は殆ど地球の全面に及びまして五年の久しきにも亘りました、帝國は先づ東洋の平和を保ちまする爲に青島に敵を掃蕩いたし、續いて陸海の師を或は南洋、太平洋、印度洋、更に遠く地中海にまで出動せしめ、又一方には朔北の野に轉戰して能く聯合諸國と協同策戰を致し、其宜しきを得て我が國光を中外に宣揚するに至りました、それより講和の會議が開かれましてからは、帝國は列強の班に入りまして、更に世界の平和に力を致したのであります、開戰以來至尊に在らせられましては大御心を宵旰に勞せられまして、朝野拮据黽勉いたして、それ〴〵事に從ひまして斯る盛事を見るに至りましたので、億兆永く平和文明の光輝を見まして、聖澤に浴するのでございます、是は聖德の然らしむる所であつて、臣民は聖明の世に遭遇いたして感激極りなきことでございます茲に謹んで表を捧げまして聖德を頌し奉りたいと存じます、今や恰も帝國議會の開會中、茲に諸君の御贊成に依りまして本案の速に可決に相成りますことを本員は切に希望いたします。

○議長（公爵德川家達君）　上奏案に同意の諸君の起立を請ひます。

總員起立

○議長（公爵德川家達君）　全會一致と認めます。

○議長（公爵德川家達君）　是より陸海軍に對する感謝決議案の會議を開きます、侯爵德川賴倫君。

陸海軍に對する感謝決議案

右提出候也

大正九年一月二十二日

發議者
侯爵黒田長成　侯爵德川賴倫

贊成者
伯爵柳原義光　伯爵小笠原長幹
子爵京極高德　子爵青木信光
子爵酒井忠亮　子爵前田利定
子爵榎本武憲　子爵伊東祐弘
淺田德則　高崎親章
男爵中村雄次郎　男爵村上敬次郎
江木千之　荒川義太郎
和田彥次郎　河村讓三郎
男爵宇佐川一正　小松謙次郎
男爵坂本俊篤　男爵阪谷芳郎
男爵內田正敏　福原鐐二郎
中村是公　男爵平野長祥
男爵千秋季隆　男爵黒田長和
男爵島津久賢　男爵鄉誠之助
谷森眞男　石黒五十二
石渡敏一　橋本圭三郎
山之內一次　伊澤多喜男
高橋作衞　鈴木摠兵衞
佐藤友右衞門　安田善三郎

貴族院議長公爵德川家達殿

陸海軍に對する感謝決議

鄕に歐洲戰亂の起るや我陸海軍は大命を奉して海外に出動し聯合與國と協同して事に當り首として東洋の平和を萬全にし尋て遼遠の海洋及朔北の曠野に驅馳奔走し前後五箇年に亘り忠誠勇武終始克く其の任務を盡し與國の期待に負かす帝國の威武を中外に輝かしたるは國民の齊く稱歎して已まさる所なり今や尚一部の班師を見るに至らさるものありと雖平和の大局既に定まる貴族院は茲に我陸海軍の功勞に對し深く感謝の意を表す

〔侯爵德川賴倫君演壇に登る〕

○侯爵德川賴倫君　唯今議題になりましたる陸海軍に對する感謝決議文を一讀いたします

鄕に歐洲戰亂の起るや我陸海軍は大命を奉して海外に出動し聯合與國と協同して事に當り首として東洋の平和を萬全にし尋て遼遠の海洋及朔北の曠野に驅馳奔走し前後五箇年に亘り忠誠勇武終始克く其任務を盡し與國の期待に負かす帝國の威武を中外に輝かしたるは國民の齊く稱歎して已まさる所なり今や尚一部の班師を見るに至らさるものありと雖平和の大局既に定まる貴族院は茲に我陸海軍の功勞に對し深く感謝の意を表す

簡單に提出の理由を申述べます、既往五箇年の久しきに亘りまして、全世界を攪亂いたしましたる戰局は全く治りまして、茲に平和克復の時期到來いたしまして、大詔渙發もあらせられますに至りましたることは洵に慶賀、御同慶の至に堪へぬと存じます、是は畢竟我が天皇陛下を始め奉りまして聯合與國元首の德望威力と、與國民衆の奮闘努力協同一致に依りまして、此機運が到達いたしたことは申す迄もございませぬけれども、一面に於きましては帝國の陸海軍が開戰の當時より今日に至りますまで、大命を奉じまして海外に出動いたし、東洋の平和を萬全に又世界の福祉を增進いたさむが爲に聯合與國の陸海軍と力を合せまして、或は單獨に戰闘奮闘いたしまして、炎熱鐵を溶かすの日、又は猛寒肌を刺すの夕遼遠の海洋朔北の曠野に驅馳奔走いたしまして、具に其辛苦を嘗め、國家の爲め又平和の爲に身命を擲つの覺悟を以ちまして、忠誠を抽んで勇武を耀かしましたる、其辛苦功勞は實に多大なるものと考へます、國民は之に對しまして深く感謝の意を表する所で、且つ聯合與國も齊しく之を認めて居る所と信じて居ります、今尙ほ一部の班師を見るに至らざるものもございまするけれども、今日の時期に於きまして帝國の陸海軍に對しまして、我が貴族院は感謝の念が如何に深厚であると申すことを表彰いたしまするには誠に適當なことと私は信じて居りますので、之に依りまして滿場諸卿の御贊成を得まして本決議案の速に成立せむことを切望いたして已まぬ次第で

ございます。

〇議長(公爵德川家達君)　本決議案に同意の諸君の起立を請ひます。

　　總員起立

〇議長(公爵德川家達君)　全會一致と認めます。

　〔國務大臣加藤友三郎君演壇に登る〕

〇國務大臣(加藤友三郎君)　唯今は平和克復になりました機會に於きまして海軍の聯合策戰に參加いたしましたことに付きまして感謝の意を表せらるゝ決議文を御決議になりましたことは、私は海軍を代表いたしまして篤く御禮を申上げます、御趣旨の在りまする所は速に電報を以ちまして各指揮官に傳達を致します心得でございます、一言御禮を申上げます

　〔國務大臣田中義一君演壇に登る〕

〇國務大臣(田中義一君)　唯今は我が陸軍の策戰行動に對しまして、深厚なる御議決がありまして、洵に感謝する次第であります、玆に私は陸軍を代表いたしまして感謝の意を表します、又此御議決の次第は速に各部隊に傳達いたしまして、貴族院の御同情の在る所を直ちに傳達を致す心得でございます、御禮を申上げます。

　〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

〇國務大臣(原敬君)　諸君、本期議會の開會に際しまして、玆に卑見を陳ぶることは私の最も光榮とする所であります、御承知の如く約五箇年に亙りました所の戰亂は、一昨年末に休戰と相成り、昨年六月に至りて講和條約は調印せられたのであります爾來種々の經過がありまして、本月に至り此講和條約の實施を見たのでありまするが、斯樣に平和の克復いたしましたことは、諸君と共に洵に慶賀に堪へざる所であります、併ながら退いて考へますると、此講和條約より生ずる所の我國の責任、又今後國際間に處する所の諸般の措置及國民の今後の覺悟等を考へまするのに、最も此場合愼重なる考慮を要する時期であると存じます、先般講和條約の發布に際しまして、畏くも大詔を煥發せられまして、而して國民の向ふ所を示したまひたるのでありまするが、此皇謨の深遠なること我々恐懼の至に堪へませぬ、謹んで聖旨を奉戴いたして、鋭意此聖旨の貫徹を期さなければならぬと考へるのであります、我國と列國との關係は日英同盟の鞏固なることは勿論其他の國に對しても交際益々深厚でありまするのは國家の爲に喜ぶべき事であります、西比利亞の問題は彼の地方未だ安定を得ませぬ、如何にも今日の現狀に於て差措き難き狀況にありまするが故に、多少の兵を增派いたしたのであります、多少の兵を西比利亞に增加いたしたと申しても、是は固より彼の地に對して何等領土的野心があつて增兵を致したのではないのであります、無論又露國の內政上に干涉するの意思でもないのであります、支那の問題に至りましては支那の國民中には御承知の如く我國を誤解いたしまして漫りに排斥を試みる者があるのでございます、併ながら我國は支那に對して何等野心ある次第でもありませぬ、我國の誠意は漸次に支那國民の諒解することに相成るであらうと云ふことを疑ひませぬ、山東問題に至りましては、講和條約既に成立いたしたる今日に於ては速に還附の取計ひを致すことが適當なりと考へまするから、政府に於ては支那政府に對しまして此還附の協商を開くことを既に提議いたしたのであります、內政に關しましては前期議會に於て協贊を得ました件の諸案を實行いたしたのは無論でありまするが、尙ほ今後に於て其效果を十分に致さうと考へまして、大正九年度の豫算に於きましては敎育產業等を初めと致しまして、鐵道、港灣、電信電話、若くは道路改良と云ふやうなる諸般の案件に付て財政の許す限りに於て是が計畫を立てた次第であります、國防のことに至りましては、我國の國防は今更申す迄もありませぬ、何等侵略的意味を有して居るものでは無論ないのであります、併ながら歐洲の大戰の示す所の實驗に依りますれば、我が國防は今日の狀態に置くことは出來ませぬので、此國防の充實を圖らなければならぬと云ふことは恐らくは何人も異論のない所であらうと考へまするが、前期議會に於ては內閣組織日も淺うございましたし是等重大なる問題に付て計畫を立つる餘日もなかつたのでありますから、つい十分なる計畫を立てゝ提出する譯に參らなんだのでありますが、今期議會に於ては此國防計畫の案を立てゝ御協贊を仰がうと考へて居ります、併し此國防のことは多大の費用を要するのであります、故に已むを得ず所得稅及酒稅の增收を計畫いたしまして、成るべく斯樣なることなくして出來得ることならば其按排を致したいのでありますけれども、財政上眞に已むを得ざる事情でありまするから、是等のことは蓋し國民も之を諒とするであらうと考へます、又前期議會に於ては衆議院議員の選擧法改正案を提出いたしまして、其御協贊を得た次第でありまするが、今期議會に於ては更に地方制度の改正の必要を認めまして、此案を計畫いたしました、又陸海軍軍法會議法の改正は、是も多年の問題でありまして、段々調査いたした結果、今回其成案を得ましたから、是等の案は不日議會に提出いたしまして御協贊を仰がうと考へて居ります、又今日世界の大勢を見まして之に順應するが爲には我國に於ける制度各般の改正を必要と致します、それが爲に政府に於ては先般法規整理委員會を設けまして維新以來の法令を悉く整理いたさうと考へて居るのであります、又財政經濟調査會を設けまして、糧食問題を初めと致しまして財政經濟の根本的基礎を定めやうと考へて此調査を致して居るのであります、又法制審議會を設けまして、民法上我が國情に適せざる所に改正を企て、及び陪審制度を設けやうと考へまして、是等のことを今調査中であります、是れ等の問題の中には成案を得まして今期議會に提出することもありませうと思ひまするし、又次期の議會に非ざれば提出する事の出來ぬものもあるであらうと考へますけれども要するに今日世界の大勢に順應いたしまするには我國の諸般の制度を改正するの必要を認めまするから、此改正を十分に致す積りであります、さりながら玆に特に申して御了承を得て置きたいことは、近來動もすれば、質實穩健の氣風が減退いたすやうな有樣であります、又或は極端なる外來の思想に感染いたしまして、精神上の動搖を來すが如き虞あるものもあります、是等のことは諸般の制度を改正すると致しましても、國家の爲に是は斷じて排斥いたさなければならぬと信ずるのであります、終に臨みまして朝鮮臺灣及關東州のことに付て一言いたして置きたい、是等地方の制度の改正と云ふものは多年の問題であります、依つて先般之を改正いたしたことは諸君の御承知の通りでありますが殊に朝鮮に付きましては朝鮮人の意外なる誤解より昨年は騷擾いたしましたので、甚だ遺憾なる次第でありまするが之に就ては豫て詔勅にも示さるゝ所の一視同仁の精神を以ちまして、朝鮮人民の幸福安寧の爲に諸般の制度の改正を施したのであります、是等地方制度上のことに關しましては、今期議會より朝鮮、臺灣、關東州の總督及長官も政府委員として初めて議會に出席することに致したのでありまするから、必要に應じまして詳細に其地方の狀況を說明いたすの機會もあらうと考へるのであります、尙ほ外交上、財政上其他の事に關しましては當局者より說明を致さうと考へますから、之を諒せられむことを望みます。

　〔國務大臣子爵內田康哉君演壇に登る〕

〇國務大臣(子爵內田康哉君)　本日玆に過去一年間に於きまする帝國外交の經過に關しまして其大要を說明いたし併せて政府の所見を開陳する機會を得ました事は私の甚だ欣幸とする所でございます、既往五年に亙りました世界の大動亂も愈々終結いたしました次第でございまして、此終結を告げまする爲に昨年一月以來佛國巴里に於て聯合各國の平和會議を開きました爾か致しまして平和條件を討議し、漸く同年五月に至りまして聯合國間の協議が成立いたしましたのでございます、此協議に基きまして平和條約案を作成して敵國獨逸全權は交付を致しました、數回往復折衝の後昨年六月二十八日に至りまして聯合與國及獨逸は支那を除きまする外全部之に調印いたしました、其後獨逸は此條約を批准いたしまして之に次いで伊太利、英吉利、佛蘭西の三國が順次批准を濟しました、我が帝國に於きましては昨年十一月七日に御批准の運びと相成つた次第であります、次いで本月十日巴里に於きまして日本、英吉利、佛蘭西、伊太利等の十三箇國と獨逸の代表者の間に批准書寄託の第一回調書を作成調印いたしました次第でございます、此寄託書の調印に依り條約は之を批准いたしました國の間に同日即ち本月十日より愈々實施せらるゝことになりました、其結果本月十日附の官報を以て愈々條約全部公布に相成つた次第でございます、諸君も既に御承知の通り此平和條約は同盟及聯盟國と獨逸國との講和條件を規定いたしますると同時に世界恆久平和の基礎を確立するものでございます、其規定の浩瀚なる其內容の複雜重要なるとの點に於きましては古來其比を見ざる所でございます、其內獨逸との講和條項は戰爭に對しまする獨逸の責任を糺し、且つ將來に對する保障を定むるものでありまして、戰爭の結果を附け其再發を防止する上に極めて重要なることは申す迄もない所でございます、之と同時に永久平和の基礎たる國際聯盟規約及勞働規約の如きは正に新世界の大憲章とも稱すべ

きものでありまして、即ち國際聯盟規約は從來の國際關係に一歩を進めまして國際協調の主義に基き國際間の平和を完成し國際協力を促進せむことを目的とする新組織に關する規約であります而して國際聯盟の執行機關であります所の理事會も米國大統領の案內に依りまして既に本月十六日を以て巴里に於て其第一回會議を開きたるものでござります、又勞働規約は社會正義を基礎とする世界の平和を確立せむが爲に勞働狀態を改善する事を目的とするものでござります、過般華盛頓に於て其第一回勞働總會を開催いたしました、帝國始め四十箇國の代表者が此會議に列席いたしまして勞働條件を規律いたします所の方法や其原則に關する種々の問題を決議いたしました次第でございます、尚又敵國たる此墺地利に對する平和條約は昨年九月十日を以て關係列國の間の調印が出來まして、墺地利及伊太利の二國に既に其批准を終りました、帝國に於きましても目下其準備中でありまして、早晩御批准を終ること〻存じます其墺地利との條約の內容は大體に於きまして對獨平和條約と異る所はございませぬ、更に勃爾牙利、洪牙利及土耳其に對しまする平和條約もそれ〲進行中でありまして、此中勃爾牙利に對しまする條約は既に其調印を終つて居ります、斯の如く約五年に亘りましたる大戰爭も目出度く玆に決定的に終結を告げました次第でありまして、世界平和も確定いたしました次第でございます、此未曾有の國際間の大典たる國際聯盟が完全に履行せられまするや果して成功を贏得るや不成功に終るかは偏に其の運用の如何に存する次第であります、日本は過去に於きまして國際條約の實行を怠りました事はございませぬ、今回の平和條約に付きましても最も忠實に之を履行する國家の一たるべきことは申す迄もないことでございます、私は我が朝野一同詔勅に見えました聖旨を體しまして萬國の公是に循ひ世界の大經に仗りまして一層の奮勵努力を以て精神的物質的兩方面に亘り國力の充實を圖り、世界の進運に貢獻いたしますると同時に世界に負ひまする所の義務を完全に果さむことを希望いたす次第でございます、目下時局中重大なるものは對支關係と對露關係とでございます、此二つの問題は世界の重大問題であるのみならず、實に我が帝國に取りましては最も深き利害關係を有して居る問題でございます、先づ第一に支那關係に付きまして申述べたく存じます、御承知の通り帝國は大正三年八月日英同盟の誼に依りまして世界の大戰爭に參加し獨逸に對して宣戰いたしましたる結果獨逸の租借地たる膠州灣を攻略いたしまして獨逸の極東に於ける根據地を覆した次第であります、其膠州灣の處分に付きましては帝國は最初より之を支那に還附するの決心を有した次第でございまして、即ち大正四年の日支條約並に昨年巴里に於ける帝國全權の聲明、並に累次外務大臣の聲明に依り明白なる次第でございますが、尤も山東問題なるものゝ主要構成部分は膠州灣租借地と山東鐵道とでございます膠州灣は右の如く之を支那に還附し、又山東鐵道は一昨年の日支取極に依りまして兩國の合辦とすることに決定して居ります、玆に序に一言申述べたい事がございますが、外國人中には此山東問題なる名稱あるに拘泥いたしまして、恰も山東全部が問題の目的物となつて居るやうな誤解を懷く者がございます既に此點に付きましては歐米にそれ〲誤解を解くの方法は講じて居ります次第でございます、尚ほ本日の機會に於て此事を申述べて置きたいと思ひます斯の如き誤解が生ずることは帝國政府の甚だ遺憾とする所でございます、申す迄もなく帝國政府は曩に述べました所の決定を實行する決心は終始渝らざることを玆に聲明いたします、今や平和條約は既に實施期に入りました結果、右租借地及鐵道等は完全に帝國に讓渡せられた次第でございます、故に帝國政府は右の決心を實行いたします爲に目下必要なる手續を執りつゝある次第でございます昨年巴里に於きまして此山東問題の商議の起りますや之に關聯いたしまして支那に於て排日運動が起りまして不幸にも今尚ほ終熄に至りませぬ次第は日支兩國の關係上甚だ遺憾とする所でございます、右に付きましては帝國政府は屢々帝國公使及支那在勤の領事を致しまして中央政府又は地方官憲に對しまして排日運動の取締を交涉せしめ最近更に中央政府に對しまして嚴重なる交涉を遂げつゝある次第でございます、支那當局に於きましても出來得る限り取締の方法を講ずる旨を聲言いたしました、大體に於て取締實行の誠意を有するものと認められまする、目下實際に於きます取締の成績を注視いたして居る次第でございます此排日運動に對しまして我が朝野が大局を顧念して冷靜に之を迎へ、隱忍自重して支那國民自省の時を待つの態度は必ずや列國識者の認識を得る所と信じて居ります、それのみならず我が國人が支那に於て排斥を被り、又貨物が抵制を受くることありましても支那の財政が困厄いたしまして、其結果同政府の維持を危くする如きことは、我が帝國は隣邦として坐視することの出來ないことは申す迄もありませぬ此故に政府は豫てより聲明いたしましたる對支借款方針に從ひまして、南北の紛爭を助長するの疑ある對支借款は今尚ほ之を取締つて居りまするが、同時に支那政府の維持に必要已むを得ざる財政援助に付きましては、關係諸國と協調を保ち、支那の急に應ずることを辭せざるものでございます、且又此南北紛爭問題に付きましては、前議會に於て御報告申上げましたる通り帝國は勿論、英佛米伊の列强も帝國と協同いたしまして、一昨年十二月南北兩方に和平の勸告を致しました、又昨年六月再度の勸告を致しましたが、未だ其解決を見るに至りませぬ、此事は關係列强と共に帝國政府の甚だ遺憾とする所でございます、申上げます迄もなく我が帝國は地理上、歷史上、又政治上、經濟上、支那とは最も親密なる密接なる關係を有して居る次第でありまして、其內爭の多年に亘りますことは最も好まざる所でございます、此故に苟も南北の間に和平の成立を見ます爲には借款の取締、兵器輸出の禁止等、幾多の犧牲を拂ひまして苦心を費したる次第でございます、從つて今後に於きましても、適當の機會を得まするに於きましては、列强と協議いたしまして、速に南北和平に至るやう相當盡力いたす考でございます、要するに帝國と致しましては一日も速に支那統一の大業が成就せむことの切望して已まざる所でございます、第二の問題たる露國の事柄は帝國に取りまして支那同樣甚だ重要なるものでございます、今や過激派軍進出の爲に更に事態に重大なる變化を來たしました一時「オムスク」に於きまする「コルチャック」政府の下に北露及南露に於ける兩政府及極東に於ける勢力を統一いたしまして、露國の復興を見るに至らむとする形勢が見えた時もございました、然れども最近には歐露の反過激派も甚だ振ひませず、英吉利佛蘭西等も露國の援助を打切らむとする方針に出で居る次第でございます、又我が最も關係の深き西比利亞に於きましても、最近「コルチャック」軍の敗北に因りまして、「コルチャック」政府は「オムスク」を撤退いたしまして、「イルクック」に移るの已むなきに至りましたが、目下「イルクック」も頗る混亂いたしました次第でありまして、「コルチャック」政府は最早統治の力を失つた有樣であります、帝國政府は從來西比利亞に關しましては、列國協調の精神を重んじ、特に米國に對しましては、十分協調に力め、最近鐵道守備の手薄なる所に多少の增兵を行ふの問題に關しまして、米國政府の諒解を求めつゝあつた次第であります、本月八日に至りまして在浦鹽の米國派遣軍司令官より我が司令官に對し米國陸軍中央當局の命に依りまして米國軍隊を西比利亞より撤退すべき旨を通告いたしました、次いで翌九日鐵道特別委員會に於きまして米國委員より米國政府は西比利亞鐵道監督に參加することを止めまして、其委員を委員會より脫退せしむることに決定いたしました旨を聲明いたしました、次いで本月十二日本件に對しまする米國政府の回答に接しました次第でございまするが、其說明に依りますれば浦鹽に於ける米國司令官の通告に先だつて帝國政府に到著すべき米國政府の回答が手違の爲に同通告より遲れて我が方に到著いたしました次第でございますが、米國當局者に於きましては本件に對し誠に眞摯なる態度を以て遺憾の意を表して參りました次第でございます、本件に關しまする米國との交涉の始末は大要唯今申述べました通りでございます、西比利亞に於きまする我が鐵道守備の補充は同地方に於きまする狀勢の切迫に依て益々緊要を加へ來りました次第でございまして、帝國政府は最近約半個師團を增遣するの處置に出た次第でございます、露國が今日の困難を惹き起すことに至りましたことは露國の爲のみならず世界平和の爲に眞に憂慮に堪へない次第でございます、我が帝國は常に健全なる政府が一日も早く確立いたしまして、露國の復興を成就せむことを希望するものであります、終りに臨みまして速に隣邦兩國の平定を見、世界全般に亘つて眞に平和を回復いたしまする日の近からむことを祈ります、帝國政府は常に世界平和の完成國際協力の進捗を念とするものでありまして、同時に正義公道を以て國際關係の指針と致すものであります、巴里議會に於きまする帝國の行動乃至對支對露の政策は十分に之を證明して居ることと思ひます、今や國際聯盟新に成就いたしまして、我が帝國の國際上に於ける地位は一層

重大なることを致しまして、列國との關係は更に一段の親密を加へ、世界全般の幸福に貢獻するの機會は益々多からむとする時に至りました、政府は斯る時機に際しまして諸君の贊助に依り克く帝國の使命を全うせむとする覺悟を有するものであります。

〔國務大臣田中義一君演壇に登る〕

○國務大臣（田中義一君）　西比利亞の派遣軍の狀況に昨年議會の終に於きまして、皆様に印刷して御配付を致して置きました、又其後昨年九月に其後の概略を同様印刷して御廻しして置きました、大體御了解下さつて居ることと存じます、今日は更に其後に於ける事態の概要だけを皆様に此機會に於て報告いたさうと思ひます、大正七年八月出兵を致されました以來、西比利亞に派遣されました所の第三、第十二師團は共に昨年の四月から九月の間に第五、第十四師團と逐次交代を致しました、又既に南滿洲に二箇年間駐在を致して居りまして且つ時局の爲に一部を西比利亞に派遣せられました所の第七師團も昨年四月に第十六師團と交代をしました、而して其第十六師團は直ちに固有の任務と致して居りまする所の南滿洲の守備に就きましたのでありまするが、之と同時に浦鹽派遣軍の兵力の不足を補ふ爲に此第十六師團より歩兵を約一個旅團、之を北滿洲及浦鹽方面に派遣をして一時派遣軍司令官の指揮下に入れました次第でございます、然るに其後南滿洲に於きましても種々不意の事態が突發いたしまして、それが爲に南滿洲に於ける又我が兵力の不足を感ずると云ふやうになりましたので、一時北滿洲方面に派遣して置きました所の第十六師團の部隊も是は更に南滿洲に返さなくてはならぬと云ふことの必要を認めたのであります、是は交代の爲に新に昨年九月第十三師團から歩兵一旅團砲兵二中隊を西比利亞に派遣せられることになつたのであります、然るに此部隊が浦鹽斯德に上陸いたしました當時は、恰も沿海州方面には頗る事故が頻發いたしまして、それが爲に折角南滿洲の部隊と交代をすべく派遣されました所のものも、遂に其儘沿海州の守備に任じなくちやならぬと云ふやうな狀態に立至つたのであります、「オムスク」政府は昨年の夏以來大勢を挽回せむが爲に歐露の過激派軍に對しまして、九月の中旬に攻勢に轉じたのであります、此爲に一度は勝利を得たのでありまするが、十一月中旬に至りまして、再び此「オムスク」政府軍の勢が不利となつたのであります、遂に退却をすると云ふ狀況に至りました、併し此退却は漸次敗走と云ふ形に變じまして如何にも慘憺たる狀態を呈したのであります、十一月中旬には「コルチヤック」は遂に「オムスク」を撤退しなくちやならぬと云ふ狀況になりました、更に十一月の十五日は全く「オムスク」と云ふものは過激派の手に委したのであります、此情報が極東の各地に傳はりますると、さらぬだに不安の念に驅られて居りました所の民心は益々動搖を致しまして、且又此機會を捉へて活動を始めました所の「コルチヤック」政府に反對しました一部の政治團體は益々此人心を煽動すると云ふ狀況になつたのであります、之が爲に極東は再び混亂の狀態を呈したのであります、此事態を申しますると、昨年の夏頃に較べますと交通線、即ち鐵道線の被害、電信線の被害と云ふものは一層其度を高めるやうになりました、之が爲に我が派遣軍は此交通線の保持修理と云ふものゝ爲に、實に東奔西走と云ふ如何にも努力は致しましたのでありまするが、何分御承知の通り、廣大な地域で思ふやうに此成果を擧げることは出來なかつたのであります、日本の派遣軍の兵力は南滿洲から增派されて居ります所の部隊を合しまして、今日の守備兵の力は約二萬六千であります。而して其兵站若くは、鐵道兵、電信兵の如き交通の部隊を合しまして、約三萬に過ぎませぬ、而して此守備兵の守備して居ります所の箇所は百十餘箇所に及んで居ります、又此兵の守備して居ります所の鐵道の延長は實に三千哩にも達して居るのであります、昨年の八月以來此我が守備兵の守備して居りまする所の鐵道の橋梁を破壞されました箇所は、毎月平均百二十五箇所破壞されるのであります、甚しきに至つては一晩に四十箇所を破壞されると云ふ狀況もあつたのであります、唯此數字から見ましても、我が派遣軍は實に辛酸なる任務に服して居ると云ふことをどうか御了解を願ひます、殊に唯今申しました如く、「イルクック」に政變が突發いたしまして、それ以來極東の狀況が著しく變態を呈したと云ふ姿であります、それが影響を受けましたる所の我が派遣軍の將士の心勞と云ふものは今日は實に同情を禁ずることが出來ない程度に在るのであります、先刻申上げました「コルチヤック」の政府が「オムスク」を撤退いたしましたと共に、其政府は「イルクック」に移つたのであります、又此「イルクック」に移りましても、形勢の挽回と云ふことには大に努力を致して居りましたのであります、さりながら此「コルチヤック」政府に反對をして居りまする所の政治團體の努力も著々効を奏しまして、遂に十二月下旬「イルクック」に於きましては嘗て「コルチヤック」の部下でありました所の軍隊が叛亂を起しまして、本年に入りましては「コルチヤック」政府の權威と云ふものは殆ど地を拂つたのであります、今日は事實上「イルクック」の市街は全く「コルチヤック」政府に反對して居ります所の政治團體の勢力に歸して居ります、從つて目下此西比利亞の狀態と云ふものは全く不統一の狀態である、斯う申して差支のないことであらうと思ひます唯聯合與國軍の威力の力に依りまして、僅に秩序を保つて居ると云ふことが今日の眞狀であります、扨て斯の如き變體は直接に極東全部の狀態に影響を致しまして、各地を、今日まで「コルチヤック」の政府に服從して居りました所の露西亞の軍隊の中にも續々叛亂者が出來ると云ふ狀態であります、就中浦鹽斯德方面に近い烏蘇里地方に於きましては軍隊の中で兵器を持つて逃亡すると云ふものが續々出來まするると云ふ狀況であります、此狀況から考へましても、日本軍は唯日本軍自己の存立と云ふ見地から考へましても此儘情況を繼續いたして置く譯には參らぬのであります、如何にも危險を感ずる次第であります、此狀況から致しまして先刻申上げました第十三師團の殘部を之に增加することの必要を認めたのであります、唯今外務大臣より述べられました如く昨年の十二月始め以來、從來の協調の關係に顧みまして此第十三師團の殘部を增加すると云ふことに付て米國の了解を求めたのであります、然るに一月上旬米國は突然西比利亞に駐在して居りまする所の全部の撤兵を聲明すると云ふことになりましたので、日本軍としましては益々日本軍の所謂自己の存立の危險を感ずるやうになつたのであります、最早此情況に於て猶豫することを許さぬと考へましたので、一月十五日に第十三師團の殘部を派遣すると云ふことに付ての御命令があつたのであります、此派遣部隊は目下輸送の途中にあります、それから「チェック」の軍隊は「チタ」に向つて歸還の途中御互の誤解から「コサック」軍と衝突を致しましたが、是亦日本軍の調停に依りまして、今は自在に行動を致しまして、「チェック」の軍隊は再び輸送の途中に居ります、日本軍と致しましては守備いたして居りまする所の交通線に危害を加へる、又は我軍に對して攻擊的の態度を取つて來ませぬ限りは、殊更に之を好んで討伐すると云ふやうなことは致しませぬ、是は左様な場合には努めて露西亞の軍隊をして先づ之に從事せしめると云ふことに致して居ります、御承知の通りに西比利亞に出動いたしました最初の宣言に於て「チェック」の軍隊を救援すると云ふことが主なる目的であります、此目的は今日と雖も繼續して居ると云ふことは申すまでもないことであります、從つて日本軍としては此「チェック」軍の歸還輸送と云ふことに今日は十分に援助を與へて居ると云ふ狀態であります、唯今本院より深厚なる御決議を承りましたが、日本の軍隊は一昨年八月出兵以來實に複雜至難なる狀況の下に勤務に服して居ります、又嚴しい氣候とも戰つて居ります、實に此勤務の狀態は私共から見ましても同情に堪へぬ程辛酸なものと心得ます、又此勤務中に今日まで戰死いたしました者が四百七十、病死いたしました者が七百七十、合計千二百四十名と云ふ損害を出しましたのは、誠に遺憾なことと心得ます、さりながら一般の狀態から申しまするると衞生狀態は誠に良好であります、且つ軍隊の軍紀、又軍隊の士氣は愈々嚴肅で且つ旺盛であります、遺憾なく帝國軍の面目を發揮し、國威を中外に發揚して居りまするのは皆様と共に最も喜ぶ所でございます、又衷心より私共は此派遣軍の將士の勤勞に對して感謝いたして居る次第であります何れ軍隊勤務の細い情況は不日印刷に致して御手許に御配布いたす積りであります、其冊子に依つて御覽下さいますれば大體の細い情況は一入能く御了解下さることと思ひます。

○議長（公爵德川家達君）　是より通告順に依りまして質疑を許します、男爵島津久賢君。

〔男爵島津久賢君演壇に登る〕

○男爵島津久賢君　唯今內閣總理大臣より施政方針の御演說、續いて內田外相の外交に關する經過の御演說がありましたに付て、現內閣に御尋ね致したいことは多々あるのであります、併し今日は外交に關することのみを御尋ねしたいと思ひます、第一講和會議の際我が講和大使より提出せし人種差別撤廢案の

否決せられし理由及此事件に對する我が講和使節の態度如何、國際聯盟規約中に人種の相違に基く差別的待遇を撤廢すべしと云ふ條項を前後三回國際聯盟委員會に提出されたるに拘らず、濠洲の首相「ヒューズ」氏の反對にて否決せられたる所、我が牧野大使は其際日本政府及人民は我が正當なる要求が委員會の容れざることを深く遺憾とし、今後尙ほ此提案が國際聯盟に依りて採用せらるるに至るまで之を主張して已まざるべし、斯く言はれまして後は沈默してしまはれたのであります、最初より斯の如き案を提出せざれば兎も角、苟も提出せし以上は徹底的に解決を告げざるべからずと考へるのであります、當局は之を失敗の外交と思はざるや如何、第二、靑島專管居留地の聲言は外國の慫慂ありしが爲か、將た日本政府の自發的聲言なりしか如何、外國よりの干涉なりとせば我が國內の事に言及することになり、又自發的なりとせば講和會議の既得權を何故放棄せしやと云ふことになります、即ち昨年八月二日內田外務大臣が聲明書を公表せし末節に、日本政府は靑島に於て千九百十五年の日支協約に依つて當然主張し得る日本專管居留地の代りに各國共同居留地を設置するの儀に付考慮中なりと言はれて居りますが、隨分長い間の御考慮中であるやうであります、共同居留地專管居留地何れに決せらるるや若も公會で御確答を御躊躇になりますれば祕密會議にても宜し、御明言を得たいと考へます、此場合附言して置きたいのは日支間の條約にて與へられし既得の權利を放棄することになれば、現政府は我が國民を欺くことになると考へます、第三、南洋「ヤップ」島及同島所屬の海底電信は日本に於て管理するや否や、尙ほ同群島には國防上の設備を爲し得るや如何、本員曾て我が占領したる南洋を視察せし際、注目いたしましたのは此「ヤップ」島であります、同島は武裝せる米領「グアム」島に近く特に海底電信の陸揚地であります、然るに米國大統領は先頃米國上院議員との會見に於きまして「ヤップ」島及其海底電信は米國に於て管理すべく巴里に於て英佛其他の了解を得居れりと言明し、又海軍大臣は、米國海軍根據地として適當なりと力說して居ります、若し果して斯の如きことになりましたならば、南洋群島管理の價値何處に在りやと思ひますから、當局の御明言を得たいと思ひます、第四、支那に於ける排日思想の原因は何處にありや、尙ほ爾後日支親善の實を擧げ且つ排日思想の絕滅を期し得るや如何、近來の排日の動作は從前と比し其の性質を異にし、單に排貨問題とのみは思はれず、且つ其排日思想の實現は學生等に依り行はれて居ります、却つて商賈は彼等より壓迫を受ける現象であります、從來の排日思想は或る時機に於て終局を告げましたが、今日の排日は局部に於ては其終局を告げることになつて居りまするが、例へば福州事件、寬城子事件、上海に於ける不敬事件等のやうなものであります、併ながら一事收まれば一事起り、當局も先程警告を屢々したと仰せになりましたが、遂に終局を見る能はざるに至つて居るやうであります、故に是には背後に排日を煽動し或は過激思想の宣傳を爲す何者かが有るに非ざるやを疑ふのであります、其點は如何でありますか、第五米國の提議に對し借款團に滿蒙を除外して參加すべしとの交涉は如何に進行しつつありませうか、借款團に參加するに付ては敢て異議ない所でありまするが、滿蒙に於て或種の除外條件を附するは當然なりと信ずるのであります、然るに內田外相は閣議に於て無條件參加を主唱せられたと申すことでありますが、願はくば外相及政府の主張と該問題の成行を承りたいのであります、第六、政府は何故に在米同胞の寫眞結婚妻女の渡米を禁止せりや、併せて政府は寫眞結婚其ものを認めざるや、本員は如何に米國と我國の風俗習慣が異なるとは云ひながら、扶養と同居の義務ある妻女を呼寄せ得ざる理由を解せぬのであります、米國、殊に加州には他の外國人には市民權も土地所有權も與へ、米國人との結婚は何等差支ないに拘らず、日本人に限つて許されて居らぬのであります、現今權利として認められて居りますのは三箇年の土地の借地權と妻女の寫眞結婚の二つであります、此僅の既得權を我が政府自ら放棄せしは米國の要求に依りしものなるや、又自發的に出でしものなるや、其理由を承りたいのであります、第七、政府は何故に同胞の墨國移住を禁止したりや、其理由如何、現政府は我が同胞の對外發展に對し特に移民殖民に對し何等かの方針ありやを疑はしむることが往々あるのであります、予の一友人最近米國より歸朝して申しまするのには、墨西哥國の內務外務兩大臣に會見せし所、兩大臣よりは日本人の移住と投資とを歡迎し、而して最大の便宜と援助とを與ふべしとの聲明を日本人に與へられたとのことであります然るに渡航を禁止せられたるは墨國官民の希望に依るや、米國の要求なりや又は我が帝國の自發的なりや、之を伺ひたい、第八、對露殊に對西比利亞根本方針を、先刻の御演說等にては少しく不十分に思ひまするが、故に、今少し徹底的に根本方針を承りたいと思ひます、次で左の數項に亘つて御說明を願ひたいと思ひます、第一、西比利亞の現狀は政府の出兵當初の目的及狀況と異なれるものなきや、第二……第八の第二であります、米國の撤兵は出兵の目的を達したる爲なりや、而して出兵當初の宣言通り日米協調の下に行はれしや否や、然るに先刻何等か手違のありました爲に甚だ……日本と協調の意味でありましたが、是も徹底いたしませぬが、米國より通告がありしが如き御說明でありました、此事は彼我國交上、如何に政府は解釋せられて居りまするか之を承りたい、第三に御尋したいのは、先ほど米國が撤兵に關する手違を陳謝したとの御話でありましたが、其の書面又は大使の口頭の內容等もあらうと考へます、それを承りたいと思ひます、次に四として承りたいのは政府の出兵の目的の中に、過激派の東漸を防止するでもなく、又さうでもあるが如き甚だ要領を得ざる御說明でありましたが、若も我が日本の東亞に於ける特別の立場、地理的關係に於て、自主的意味にて出兵せらるゝとしたならば、唯今御說明の如く三個師團を增兵せし其理由を正々堂々と其立場を世界に聲明せられては如何かと考へるのであります、其聲明が無いのを甚だ遺憾と致しまするが故に、何故聲明せざるかと云ふ事を御尋したいのであります、次に、五、日本の目下……唯今陸軍大臣よりの御話が委しくありましたが、我が出征軍は過激派軍に對抗し、攻勢を執りつゝありや、或は守勢を執りつゝありや、之を御伺したい、以上八箇條に亘りまして御質問を申上げましたる多くのことは對米外交に關することが大部分であります、諸君御承知の如く、米國は口に「モンロー」主義を唱へながら曾て「テキサス」「ニューメキシコ」巴奈馬、布哇、比律賓、玖馬を併吞したるは如何、其手段と方法とは果して彼等の常に標榜する正義、自由、人道の言に合致するや否やと反問せざるを得ないのであります、然るに最近、米國の議會に於きまして、彼の上院議員諸君が議政壇上に於て、公然我國を目して侵略主義なり、第二の獨逸なり、又甚だしきは國際上の泥棒海賊を以てし、實に傍若無人の言行を恣にしたるは天下周知の事實であります、聰明なる米國の議員諸氏をして斯の如く思惟せしめ、且つ斯の如く絕叫せしむるに至らしめし所以のものは、我が當局の責任にあらずや否やと考へるのであります今や米國をして日本國を理解せしむるには、消極的に出づるに非ずして、東洋に於ける我國の特殊の地位、日本國民の大精神等を、徹底的に宣言するにありと信ずるものであります、然るに現內閣の對米外交は、一も二もなく米國の提唱のみを傾聽して、日本國としての自主的主張ありや否やを疑はしむることと實に多々であります、恰も日米親善の途は讓步と盲從するにありと、傍より見らるゝが如き嫌があるのであります、希はくば御懇切に要領ある御答辯を切望致します。

〔國務大臣子爵內田康哉君演壇に登る〕

○國務大臣（子爵內田康哉君） 唯今の島津男の御質問に對して御答を致します、御質問の點が甚だ澤山でありますから、或は御質問の要旨を聽取り兼ね、若はく記憶して居ない點があるかも知れませぬが、聽取りました順序に依つて出來得る限り御答を致す積りであります、第一の御質問は、昨年巴里會議に於て我が全權が提議を致しました人種的差別撤廢に關する件であります、何故に我が提議が採用せられざりしや、此理由如何、又採用を得ないやうな問題を何故に提出せしや、且つ其宣言の態度に對しての御質問と思ひますが、此人種的差別が實際に存在をして居ることは事實であります、我が海外に於ける在住民も諸所に於て此待遇を受けて居る事實があります、此度巴里に於て對敵講和條約を議するに當りまして、先刻演說中にも申しました通りに、當に敵國に對する條約を規定するのみならず、將來の平和に對して、恒久の平和を維持せむが爲に、國際聯盟規約の議も提出された次第であります、此國際聯盟規約の提出を見ます以上は、斯の如き人種的差別待遇の存在することは、國際聯盟の趣旨と相容れない話でありますから、我が宣言は其提議の成敗を顧みず之を提出した次第であります、固より此問題は甚だ重大な問題でありまして、最初より必ず出來得ると云ふ確信も付け兼ねる問題であります、併し此世界に於ける此大なる正義の問題はなか〱一朝一

夕には成就するものでない、故に假令此會議に於て敗れるも機會のある每に此我が正義の叫をなしたいと云ふ考で、是は提出したことであります、然るに實際の模樣は如何であるかと申しますれば、我が提議は多數の贊同を得た、殆ど九分までの贊同を得たと云つても宜しからうと思ふ、各國も我が態度を諒とした次第であります、然れども、今回の巴里に於ける會議は一人の不同意者もない皆の諒解を得て會議を決すると云ふ方針を採つた次第でありますから結局此問題は他日の機會に讓りまして、不幸にも我が提議は昨年の會議に於て徹底することは出來なかつたのであります、併し今後と雖も機會がありますれば、飽くまでも此提議の趣旨を主張し結局其貫徹を圖りたいと思うて居る次第であります、第二の御質問は靑島に關する御質問と思ひます、昨年私が聲明いたしましたものは自發的か、或は他國に迫られてやつたのであるか、と云ふ御質問、是は申す迄もなく自發的に出ました聲明であります、當時世界の各方面に於て我が態度を誤解した者が多々ありますからして、彼の聲明を發することを以て、其時機を得たものとして致した次第であります、且つ其聲明中に專管居留地のことに言及いたしてあります、之を以て既に我か既得の權利を放棄したのではないかと云ふ御質問のやうに聞取りましたが、決してさう云ふ次第でありませぬ、是は聲明中にも明に書いてあります通りに、所謂此問題に對して考慮を辭せないと云ふことであります、其既得の權利は日支の條約に明に書いてありますから、是は儼乎として存在する次第であります、然れども條約に規定したものは其通りに致さなくちやならない、それに背くのは國民を欺くものだと、云ふやうな御議論でありましたが、是は私は決してさう思はない、大局に顧みて我が關係人民の利害に顧みて、より良きものがあれば、此議を進めるも少しも差支ないことと思ふ、其居留地問題に對しましても果して專管居留地が我が靑島住民の爲である、又大局に顧みて得策であるか此邊のことを考慮しやうと云ふ趣意に外ならぬ話であります、其の結果を何故に發表しないかと云ふ御質問でありますが、斯る結果は發表すべきものでありませぬ、其時機に至つて其結果を或は發表し、或は本問題の如きは相手のあるものでありまして、支那の承認を得ざる限りは、此方の思ふ通りに行くやうな事ではありませぬ、何れ支那とは交渉を始めましたならば、或は支那に對して我が條件を述べる、或は支那との協調の結果を言ふこともあるかも知れませぬけれども、それ迄は昨年いたしました聲明に何等追加すべきものなく、又之を變更する必要も認めませぬ、第三は「ヤップ」島の海底電線のことに付ての御質問でありますが、是は總て獨逸の所有に屬して居りました海底電信のことに付ては、更に關係國の間に協議を致すことになりました、獨り「ヤップ」の海底電信のみでありませぬ、山東青島より上海及芝罘に至ります海底電線は是は我國に於て完全に讓渡を受けた次第でありますが、此海底電信を除くの外の海底電線は結局他日の協議に俟つ事になつて居ります、それから我が委任統治になりました赤道以北の南洋諸島に對して砲壘を築くことを禁止せられて居ると云ふ御質問でありますが、是は國際聯盟の規定の中に明に書いてありますのであります唯其土地限りの防備の爲に施す物は宜しうございますけれども、之を以て大規模の海軍根據地を造るとか、其他のことに致さざることになつて居ります、第四の御質問は支那に於ける排日の原因如何、又其排日は結局終熄する見込があるかどうであるかと云ふ御質問のやうに聽取りましたが、排日の原因は先に、演說中にも申しました通りに昨年巴里に於ける此山東問題の結末が將に支那の爲に不利ならむとするときに勃發した次第でありまして、此原因に關しましては私が此に喋々述べますることは何等の利益を認めない次第でありますから、是までの成行に關して御研究を戴きますれば宜しく判明することであらうと思ひます．是までの排日は大抵事件の後に起りましたから其終熄の時期も格別長きに亘らずして熄みましたが、今般は山東問題を主因として起りました排日でありますか故に、其山東問題の解決を俟たないと中々之が終熄を見ることはむつかしからうと思はれる、然れども先刻申しました通り日本政府は出來得る限り此終熄をして一日も速ならしめむことを希望いたしまして、支那中央政府及地方關係當局に對して嚴重に取締をやつて居りました、一時殆ど終熄の狀態に立至りましたが、更に福州事件を機と致して勃發を致しましたから、今日に於ては支那官憲の取締も餘程嚴重になり、又誠實に取締りつつありますから、益々終熄の模樣を呈し來りました、願はくば此狀態が益々改良して行かむことを希望する次第であります、第五は亞米利加の提議に係る新借款團の成行は如何であるか、殊に滿蒙の利權は我が特殊の利權にも重大の關係を及ぼす問題であるから、其進行を御承知になりたいと云ふことでありますが、是は今尙ほ進行中でありまして、今日は遺憾ながら其經過を御話し申す譯に參りませぬ、唯一言申加へたいことは私の意見に對して唯今御述になりましたことがありますが、是は私も新聞紙で見たことでありますが、甚だ意外のことでありまして、事實と大に相違して居ることだけ申上げます．第六は在米に於ける我が移住民が此日本より其妻子を呼寄せます事柄に付て所謂俗に申して居りまする寫眞結婚を廢したと云ふことに付ての御質問でありますが是亦自發であるか、米國より請求されてやつたかと云ふことでありますが、是は全く自發であります、此取締をなすことが我が米國に於ける住民の利益を將來に取つて確保するものと思ひまして此二月末日を機と致しまして寫眞結婚を……寫眞で結婚し渡米をすると云ふことを差止めた次第でございます、第七は墨國に移民することを取締つて居ると云ふこと是は今日に始つた話でありませず、先年亞米利加に對して我が移民の渡航に對して所謂是亦俗に申します紳士協約、詰り米國に渡航することを止めて居る次第でありますが、此事を決しますときに是亦日米の國交に顧み、我が移住民の爲を思うて其當時制定された次第でありまして、其當時墨國に對して類似の取極を……取締をなすことを得策と致した次第であります、第八は中々澤山に列記してございますか第八の第一は西伯利亞の狀況は出兵當時と異なることがあるかと云ふ御質問のやうに存じますが、是も事柄に依りましては大に變つたこともあらうと思ひます、唯我が出兵を致しました目的と關聯してどう變遷をして居るかと云ふことを申上げれば、御質問の趣旨に或は適ふかも知れぬと思ふ、それで一昨年出兵を致しました時には米國の商議に應じまして、當時各方面に分れて居ります獨墺、又過激派の爲に非常に困難を位置に陷つて居りました此「チェックスローヴアック」軍を救出すると云ふのが主眼でありまして、此救出の目的は先づ以て達せられた次第であります、是は昨年の議會に於きましても屢々聲明した次第でございますが、單に救出せられたのみならず「チェック、スローヴアック」が[illegible]となつて露國西比利亞政府の最も有力なる援助者となつて或は「ウラル」を越えて「ペルム」方面まで進出し、遂に過激派の勢下にある歐露を横切つて、其本國たる「チェック、スローヴアック」國に歸らむとする勢を呈した時があつたのであります、然るに其後武運拙くして結局彼等は歐露より引上げなくちやならぬことになり、又「コルチヤック」の治政に對する不滿も段々と起り來り、彼等の權威も漸次衰へ、先刻申しました通り、遂に「オムスク」に引上げ「イルクツク」に移らなければならぬやうになりました然るに今尙ほ五萬以上を數へまする所の「チェックスローヴアック」が歸らむとして歸る事を得ず「イルクツク」より「オムスク」に至る間の鐵道を守備して居ります彼等は歸心矢の如くにして、どこ迄も一日も早く本國に歸らむとして居ります、之に付きましては英米の間に相談の結果、露國より半々づゝ歸らしむるやうに話が付いたやうな次第でありますそれで此「チェック、スローヴアック」が總て西比利亞を引上げます迄は、矢張り初めに出兵いたしました目的が完全に完了されたとは或は言ひ兼ねるかも知れませぬ、其邊の所を見れば亞米利加も先づ、「チェック、スロヴアック」の大部分を還した後に亞米利加の兵も完全に引揚げる手續になつて居るやうであります、若し相違があると申しますればさう云ふ次第でございます、それから米國の撤兵は目的を達したか、第二として……日米協調の下に此撤兵をすることになつたかと云ふの御質問でありましたが是は唯今申します通りに米國は矢張りまだ「チェック、スローヴアック」の本國に歸る事が事實上行はれざる限りは其目的を完了したものとは見て居ないやうであります、米國政府の今般の回答に依りましても……故に其唯今申します通り其大部分が歸つた後に米國の兵を悉く引揚げることになるだらうと思ひます、出兵のことに付きましては米國と協調して出兵いたしましたが、此撤退のことに付きましては何等約束はないのであります、日米兵に各自の宣言書に於て目的を達した場合には西比利亞より撤兵すると云ふことは書いてありますが、必しも相談しなくてはならぬと云ふことは書いたものはございませぬ、尙ほ今回の行違ひの事に付て御質問がありましたが、是は先きに申しました通り先づ以て日本政府

に同答を發した後に浦鹽方面で發表すべきことが後先きになつて此撤兵のことに付て日本政府と十分の協調を得ざりしことは、其暇がなかりしことは洵に遺憾であると云ふ遺憾の意を表して居る次第であります、第四出兵の目的は過激派の東漸を防止するに在りや否や分らないと云ふ御質問であります、是は先刻陸軍大臣よりも陳述されました通りに今日我が出動いたしましたる兵隊の任務は主として此鐵道の守備、地方の治安を維持して居ることでありますから、若し鐵道を脅す者がありますれば、過激派であれ其他の者であれ、構はず之に對して防守する手段を講じなくてはならぬことゝなつて居ります、第八の第五は過激派に對して攻勢を執つて居るか、守勢を執つて居るかと云ふ御話でありますが、攻守共にどちらと申す譯にも參りませぬ、唯今申します通り鐵道を妨害するものを主として之に對して防守する次第でありますから、又「イルクック」以東に於きましても各地に過激派が蜂起することは時々ありますが、之に對して我より進んで行つて之を攻める、之を討つと云ふやうな態度は執つて居りませぬ、彼等が我が鐵道を脅す時に至つて初めて之に對する相當の手段を講じつゝある次第であります、是で御質問に對しまする答辯を終つたことゝ思ひます。

○議長(公爵德川家達君) 御異議がなければ議事を止め、明二十三日、本日の續を開く積りでございます……本日は是で散會。

午後零時十六分散會

○大正九年一月二十三日(金曜日)

午前十時八分開議

議事日程　第三號

第一　公爵毛利元昭君、公爵德大寺公弘君、公爵島津忠重君、公爵大山柏君、侯爵德川圀順君、侯爵小松輝久君、伯爵堀田正恒君、子爵松平康民君、子爵五條爲功君、内田嘉吉君、男爵本多政以君、兒玉利國君、相馬哲平君、平井六右衞門君、土田萬助君請暇の件

第二　平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案(政府提出)　第一讀會

第三　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○議長(公爵德川家達君) 是より諸般の報告を致させます。

〔長谷川書記官朗讀〕

昨二十二日議決したる陸海軍に對する感謝決議文は即日之を陸軍大臣及海軍大臣に送致せり

同日常任委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

資格審査委員會

委員長　伯爵清棲家教君

副委員長　服部一三君

請願委員會

委員長　侯爵蜂須賀正韶君

副委員長　伯爵川村鐵太郎君

決算委員會

委員長　侯爵細川護立君

副委員長　男爵西村精一君

同日請願委員會に於て決定したる分科、分科擔當委員及主査の氏名左の如し

第一分科(大藏省、農商務省)

主査　男爵小早川四郎君

伯爵川村鐵太郎君

男爵矢吹省三君

西久保弘道君

大谷嘉兵衞君

岡本榮吉君

伊丹彌太郎君

近岡理三郎君

櫻井伊兵衞君

兼務　中山嘉兵衞君

第二分科(外務省、內務省、文部省)

侯爵蜂須賀正韶君

伯爵副島道正君

男爵阪井重季君

男爵清水資治君

澤柳政太郎君

倉知鐵吉君

大村彥太郎君

津村紀陵君

山田純精君

第三分科(內閣「鐵道院を除く」、司法省、遞信省)

主査　子爵吉田清風君

子爵戸澤正己君

男爵村木雅美君

男爵德川厚君

男爵高崎弓彥君

川上親晴君

今井五介君

矢口長右衞門君

藤本閑作君

第四分科(陸軍省、海軍省、鐵道院)

主査　子爵清岡長言君

子爵立花種忠君

子爵竹屋春光君

男爵山根武亮君

男爵名和長憲君

鈴木總兵衞君

石谷傳四郎君

中山嘉兵衞君

成清信愛君

兼務　矢口長右衞門君

同日決算委員會に於て決定したる分科及分科擔當委員の氏名左の如し

第一分科(歲入、大藏省)

子爵本多忠鋒君

男爵毛利五郎君

男爵池田長康君

男爵藤田平太郎君

野々村久次郎君

二階堂三郎右衞門君

高橋源次郎君

土田萬助君

田中清文君

第二分科(外務省、內務省、司法省)

子爵野村益三君

子爵池田政時君

子爵板倉勝憲君

男爵若王子文健君

男爵北大路實信君

男爵伊丹春雄君

男爵二條正麿君

鍋島桂次郎君

横山章君

第三分科(陸軍省、海軍省)

侯爵細川護立君

男爵沖原光孚君

男爵西村精一君

男爵西紳六郎君

男爵太秦供康君

男爵藤井包總君

男爵眞田幸世君

安立綱之君

田中源太郎君

第四分科(文部省、農商務省、遞信省)

子爵西大路吉光君

黑岡帶刀君

八木久兵衞君

星島謹一郎君

山田敘君

平尾喜三郎君

秋山源兵衞君

高橋隆一君

三木與吉君

同日請願委員長より左の報告書を提出せり

請願文書表第一回報告書

本日第二艦隊司令長官より左の謝電を受領せり

貴族院の鄭重なる決議に對し麾下一同を代表し深厚なる謝意を表す

○議長(公爵德川家達君) 是より本日の會議を開きます、昨日に引續きまして通告順に依りまして質疑を許します、高橋作衞君。

〔高橋作衞君演壇に登る〕

○高橋作衞君　今日の我國の情況を熟考いたしまするのに、誠に開闢以來最も憂慮すべき時機に逢著して居ることと心得ますのであります、斯る時機に於きまして、政治上の施設方針等に不十分の點のありまする云ふことは最も吾人の憂慮すべきことと思ふのでござります、斯の如き點は當局の諸公並に國民全般が皆知悉する所で感を同じうする所であらうと思ふので、內閣諸公も此點に付ては十分に御配慮あることと存じますのでござります、さりながら今まで實際の施設をせられたる所のこと、公表せられたる所の有様を見ますると云ふと、吾人の憂慮は頗る大なるものがあるのでござります、而して昨日總理大臣の施政の方針を承りましても問題の列擧、之に對する簡單なる所の說明に過ぎないのでありまして、而して又外務大臣の御述べになりましたる所の

ことを申しますると云ふと、私共の專門から見ると云ふと、實は申しては失禮でありまするけれども、徹底せざる點が非常に多いのでございます、是に於てか私一個と致しましても實に憂慮に堪へない所の點が多いのでござりまするからして、承りたいことが非常に澤山あります、ありまするけれども、之を一々御尋すると云ふことになりますると云ふと、日も亦足らぬと云ふ感じがございまするので、私は其中是非御尋せねばならぬと自覺いたしましたる所の點だけを御尋する次第でござります、先づ大體に就て御尋を致しまするが、申す迄もなく我々個人と雖も自己の存立の自覺が無くて他に對して折衝應對の出來るものではない、又何等行動することの出來るものでないと私は思ふので、國家亦其通りである、國家の存立の自覺と云ふこと無くして何等のことを爲し得るものでありませうか、是は申す迄もないことでありまして、總理大臣に於ては無論其やうなことは分り切つたと云ふことを仰つしやるのでございませうけれども、どうも其政治上に於ける施設の有樣を見ますると云ふと、どうも國家に關する所の自覺に乏しきやの疑が私にはありまするのでございます、此點に付て總理大臣は所謂如何なる程度までの自覺を有つて御出でなさるかと云ふことを御尋したいのである、若し自覺と云ふ觀念が十分に御有りなさるとすればです、何故に其内外に關する所の所謂政治上の施設に於きまして、もう少し自主的に事柄をなさらぬのであるか、例へて見まするならば西比利亞問題であるとか、或は其他支那に對する問題であるとか、又講和に關する所の既往の事實を見ましても、どうも自覺に乏しきやうに私は考へるのである、吾人の疑を晴らすだけの御說明を仰ぎたいと思ひます、是は少し枝道でありますけれども、亞米利加あたりに於きまして政治を爲す所の最近の方針を見まするると云ふと、爲す所の事柄は政黨政派の上に餘ほど超然たる所があるものと思ひます「マサッチユーセッツ」の市長「クードリッチ」を選擧した場合に於きまして、彼は共和黨候補者であります、是が「ロー、エンド、オーダー」即ち法律並に秩序の爲に決然たる方針を以て爲したる所の行動が却つて反對黨並共和黨の同情を得て非常に多數の投票を得まして、市長に再選された事實があります、其時に現大統領が反對黨であるに拘らす、病床から喜んで電報を打つたと云ふことであります、即ち亞米利加あたりでは政治家の自覺と云ふものは國家と云ふものが第一になつて居つて、政黨などと云ふことは第二になつて來て居る形であります、敢て問ふ、原首相閣下は國家に關して如何なる自覺を有つて御居でになるのでありますか、政黨だけの自覺でありますか、そこらの邊の御說明を仰ぎたいと私は思ふのであります、若し此自覺の程度が政黨と云ふくらゐの所に止まると云ふと、物價の調節云々と云ふ所に於て徹底的にいかぬ所があると思ひます、英佛等に於ける所の所謂豪商、俗に所謂成金等に對する所の態度を見ましても思ひ切つたことをやつて居りますが是は國家と云ふものゝ觀念があるからであります、政黨と云ふやうなことを考へますと、それが徹底的にいかぬこともあらうと思ひます、自覺と云ふことの程度如何と云ふことの大體御說明を願ひたい、次に大勢順應と云ふことを昨日も仰せられました、大勢順應と云ふ意味は如何なる意味でありますか、もう少し明瞭に精細の御說明を仰ぎたいと思ひます、賢明なる原首相に於かれましては特に注意の事柄をそこへ附けられて、外來思潮の如きものを放任する積りはないと云はれました、併し是は言葉の上だけゝ思ひます、首相の言はれた言葉と云ふものが……なされたる事柄を見ますと云ふと、どうも此兩者の混同がありはせぬか、言換へて見ますれば混同されて居りはせぬかと云ふ實際の有樣である、朝鮮の呂なる者が「ユニヴアーサル、ムーヴメント」世界一般の運動と云ふことを云はれて大に活動して居る、之を十分取締らなかつたと云ふ事柄は、大勢順應と云ふことと、所謂世界一般に氾濫して澎湃たる一種の空氣なるものとの間を混同されて、どうも所謂大勢順應と云ふやうな名義の下に首相が抑へると仰つしやつたことを抑へられずに居りはせぬかと思ひます、大勢順應と云ふことを表彰して之を最も適切に履行せらるゝことは、是ほど結構なことはありませぬが、言葉と實と伴はなかつたならば、殊に國家の爲に憂ふべきことと思ひます、又大勢順應事柄の下に政黨問題に關して他の言ふことを心配して見たり色々な事をしたならば、實に國家に取つては重大な影響を及ぼすことと思ふのでありますから、大勢順應なる所の意味をもつと明瞭にどれだけのことは屹度して見ると云ふことを言つて貰ひたい、是が大方針に付ての御尋であります、唯今まで御尋いたした所の事柄は寧ろ總括的の事でございますから、私は是より四五點外交並に内治に付て……内治の或ものに付て御尋をしたいと思ひます、事柄は恐らく具體的になりますからして、其具體的のことに付きましても、細かいことに付きましても、十分なる御答辯を煩はしたいことを豫め申上げて置きます、先づ講和會議の事に付て御尋いたしますが、一體此講和會議に臨むに當りまして、所謂自主なる觀念が先づ初めにあつたかどうか、是が唯今の問題に關しての一番初めの御尋であります、それを各々の問題に付て申せば際限がありませぬから、此點に付て二點に付て二點ばかり御尋いたします、五大國の加入に付てどう云ふ御考であつたかどうか、どうも諸材料に依つて調査いたします所に依りますと、五大國の一に加入することを得ると云ふことの自覺が無かつたらしく思ひます、講和の使節もあちらに行つて居られて、殆ど呼出されて五大國の一になつたと云ふことで、自ら大に驚かれたと承つて居る、それが四大國になつた、さう云ふ減らされた時に當つて啞然として何も言はない、或は言つたか知らぬが、徹底的に言ひ得なかつたと云ふ所を見ますと云ふと、五大國の加入と云ふことに付ては殆ど自覺が無くて他動的に引上げられて、又他動的に落されて、又偶々引上げられたり、引落されたと云ふやうなものであります、而して平和條約が出來た今日に於きましては、五大國の加入と云ふことを以て自己が作り出したことを以て自畫自讃のやうな御言葉を時々承りますが私は能く考へて見ると云ふと、どうも研究の結果が五大國に加入されたのも今自分で壞しつゝあるのではないかと思ふ、五大國の加入が出來ましたのは決して一朝一夕のことではございませぬ、是は御分りのことで

〔副議長侯爵黑田長成君議長席に著く〕

先帝陛下御即位以來、今日に至るまで五十餘年の間苦心慘澹を經て、さうして極東の平和を維持し、世界の平和を維持するに於て缺くべからざる實力を養つて今日に至つたのでありまして、其據つて來る所極めて久しいのであります、其五大國に加入されたのを喜んで居る内閣諸公は之を一々壞しつゝあると云ふことを疑ふのである、何を以て之を言ふか、即ち五大國其のものの實質の御研究を願ひたいのでございます、詰り明治初年以來東洋の風雲の中心たる所の朝鮮の地位と云ふものを確定するが爲に非常な苦心をされて、今日では其計畫に從つて行きさへすれば朝鮮の風雲と云ふものが收つて東洋の平和を維持することが出來るものになつて居ると云ふことになつて居る、而して朝鮮が我手に在る、琉球も其通り、臺灣も其通り、又樺太の半分も我が版圖に歸すると云ふ事は是は先帝陛下以來決して領土侵略主義と云ふやうなもので起つたものでない、極東の平和を維持すると云ふ事の大方針の下に苦心慘澹たる結果を得て、日本の實力と云ふやうなものが高まつて來たのである、斯の如く實質的に五大強國の一たる實質が出來たので、其實質が出來ましたのに今日に於て如何でございませう「ユニヴアーサル、ムーヴメント」世界一般の運動のやうなことを云ひ出して朝鮮獨立せしむべしと云ふやうな東京の眞中で演說するのを十分に抑へることも出來なかつた、青島問題に付て山東と青島の分らぬやうな亞米利加人が、彼れ此れ言うても、それを心配して寛大な所置に出でむとするが如き如何なる有樣であります、實に驚き入つたる話なんぞ、五大強國になり得る實質を日本が五十餘年の苦心で拵へたものを一つ減らし二つ減らし、段々帽子を投げ出し、羽織を差上げ、著物を脫いで、正に赤裸々たる日本本國だけ殘ると云ふ方針を實行して居らるゝのではありませぬか、此點に付きまして明瞭なる御答を聽きたい、さう云ふやうなことで日本の政治に當つて最も憂ふべきことをなして居ると云ふ考を持つて居るのでございますから、十分なる說明を仰ぎたい、それから講和會議のことに付て、是は御尋すまいと思つて居りましたが昨日島津男爵の質問に對する御答が餘り要領を得ぬから御尋しますが、人種問題のことでございます、人種問題に付て何故、成功せぬやうなものを御出しになつたかと云ふやうな大體の意味の質問でございました、其質問に對して成功せやうがせまいが正義の爲に之を提出したんだ、斯う云ふやうな御答であつた、是は餘ほど無責任のことゝ思ふのです、成功するか成功せぬか分らぬと云ふのは自主と云ふ觀念自覺が無いのである、さう云ふやうなものを出すと云ふのが適當なることでありませうか、私共は其當時世間の議論とは反對に、人種問題などを出すのは間違つて居ると云ふことを明言した一人でございま

す、人種問題の如きことが通る筈もなし、假に萬國會議で通つても是は亞米利加との約束を改正しなければならぬ、又亞米利加の憲法を變へるのでなければ行はれぬと云ふことは明瞭な話なんであります、即ち米國の各州の立法したる法の中には、所謂土地所有權を或人に與へまいとすれば與へぬことが出來得ることになつて居る、警察關係に於ても、學校のことに於きましても、自己がいやだと思ふものは學校に入れぬと云ふことも出來るやうになつて居る、人種的差別が出來るやうに州法が出來て居る、假令萬國會議に依つて條約が出來た所で亞米利加に行はれぬと云ふことが其處に起つて居るのですから、さう云ふやうなものを出すと云ふことは、先づ見込の無いものであると云ふことを屢々も私は申したことがありますが、人種問題は人氣問題でありませう、其人氣に投合するが爲に、ちよつとこんなものを出すと云ふやうなことであつたならば、餘ほど輕率なこと、思ふ、輕率と云ふことは政治家に取つて大禁物であらうと思ふ、獨り人種問題ばかりではありませぬ、故に此問題を提出して通らなくても仕方がないのである、又出すと云ふことも何等弊害がないと仰しやつて居りますが、私は弊害があると思ふ、萬國會議に人種問題などを出したものであるから、其時の投票の數などは、問ふ所に非ず、苟も否決になつた以上は今後亞米利加に對して何等かの問題を提供しても、即ち其の事に對する此否決と云ふものが非常な邪魔になつて居ると云ふことは御分りになりませぬのですか、何等弊害がない、又持出す、其持出す時も恐らく通るか通らぬか分らぬ、そんな定見の無いことでは政治は出來ぬだらうと思ふのです、ですから此點に付て政府の御挨拶を伺ひたい、第二には青島問題であります私の所謂、青島と云ふのは山東ではございませぬ、此青島に居留地を置く、專管居留地を置く、又專管居留地と並べて共同居留地を置く、或は專管居留地を止めて共同居留地を設く、或は近頃になつて居ります所の自開商埠地と云ふものを置くと云ふ此問題は、事極めて小なるが如くでありますけれども、其當該問題たる所の青島の居留地を專管にするとせないとの其事柄自身に於て非常に重要なるのみならず、斯る場合に於きまして專管居留地と云ふものを放棄すると云ふことはです、次の問題に於て一の讓歩は他の讓歩を惹起し、他の讓歩を招くと云ふ結果、何をしても向うは滿足せぬと云ふことに段々運びが進んで行くと、先きほど申した日本が五十年以上苦心した所の極東の平和を維持すると云ふことの根本まで崩すことに至るだらうと云ふことを私は憂ふるのであります、故に此れは青島の問題に付きましては私は細かい御尋を致します、成るべくならば立つて居る間に應對が出來て、一つ〳〵に御答辯を仰げば倚ほ便と思ふ位であります、第一に御尋するのは講和會議に使節を出す前に何故に青島問題を解決なさらなかつたか、解決する時機はなかつたのであるかどうか、支那の使節が横濱を通りまして、それが病氣で來られぬと云ふのを無理に來るやうにして會見なさつたことは御承知の通りであります、又我々を招かれて官邸で御說明の時にも御話になつたことであります、あの場合にです、何故に此問題を解決することが出來なかつたか、支那をして講和會議に勝手次第のことを言はせると云ふことをなぜ其時に豫防が出來なかつたかあの時に章公使が朝から晩まで方々を元老でありますか、どなたか存じませぬが、兎にあれ主要なる人人を訪問して何を話されたか、恐らく解決案は其處に在つたのだらうと思ひます、其解決案に對して內田外相は何と御答になつたか、解決案に對して答を避けたのか、斷つたのか、其點を腹藏なく御答を願ひたい、恐らく一の解決方法があつたのではなからうかと思はれます、此事柄の或點に至りますると、公開の席で御話の出來ぬこともあるかも知れませぬ御話の出來るやうな場所として御話を願つて宜しいのでございます、是は頗る重大な問題であらうと思ふ、大問題の所謂鍵を逃がして仕舞つたと云ふことがありはしないかと思ふのでございます、それから其時機を失つた後で講和委員を御出しになつたのに何故に十分な材料を青島と云ふやうなことに付て御與へにならなかつたか、又出掛けて行く所の講和の使節も講和の使節であらうと思ふ、十分自覺を以て進み得る材料をなぜ持つて行かれなかつたか、青島の港の入口も何方にあるかと云ふやうなことまでも又「イルチ」、「砲臺の西のどの位の地位に於てどう云ふ地域があるかと云ふことも、すつかり御研究になつて出られるのか當り前だらう、そんな御研究はなかつたらしい、其結果、言ふべき時に十分言はず言うて見た所で知識が足りないから、十分なことは言へないと云ふことになるだらうと思ふ、私の云ふ知識は能力と云ふ意味ではない、青島の實際はどんなものであらうかが分らぬ、どんな良い頭でも迚も解決が付く話でない、是が第一の御尋、それからしてそれにも拘らず、私の信ずる所では出先の講和使節は其持つて居る所の材料の範圍內に於て最大努力をして、專管居留地に付て、一向讓歩して居らぬやうに私は信ずべき材料を持つて居るのであります、即ち吾人が西洋の新聞等に依りまして、精密に材料を蒐めました所の結果に依りますると云ふと、四月二十二日に首相會議に於て牧野委員の演說中、日本の居留地設置の儀は支那の主要開港又は開市場に見らるゝ如き特別の組織及法權の下に日本人並に他國人(支那人を含む)居住の爲特に區劃せらるべき市區の一部分のみに關するものなりと云つて、詰り專管居留地を拋棄するなんと云ふことは少しも言つて居ない、所謂支那に在來あつた所の居留地と云ふものを矢張り其處に置くと云ふことだけを云ふて居る其場所は何處であるかと云ふと、市區と云ふことを言つて居る、即ち市區なる所の言葉の解釋、是も色色ありませう、獨逸の舊市街なりとの解釋、又それより大なる所の獨逸の法令より見たる所の市區と云ふ此二つの解釋があります、私共の解釋する所に依れば、此市區「シタツト、ゲビート」即ち獨逸の租借地に於て獨逸が見たる所の市區なるものは、「シタツト、ゲビート」である、非常に廣いのであります、其廣い所の一部と云ふものに專管居留地を置くと云ふ風に解釋するも決して間違つて居らぬと思ふ其故は何故であるかと云ふと茲に又「マックレー」は支那側に於ては日本が青島の港灣設置、埠頭、倉庫等を悉く其手に收め、青島市全部を專管居留地となすものと考へると遂一質問したものに對して矢張り專管居留地と云ふものを其一部分に置く、市區の一部分に置くと斯う答へて居る、此處にある所の支那側で心配して居ると云ふことは何であるかと云ふと、青島の港灣設置埠頭倉庫等を悉く取るのであるかと云ふに在る、此問題となつて居る所は舊市街より廣い所に付て、青島のあの方面全體に付て云ふので、あの方面と云ふのは所謂獨逸の法令に云ふ所の九つの區を含んで居る所の「シタツト、ゲビート」に付て言うて居る、それの全部に日本か專管居留地を置くのであるかと云ふと、いやさうでない、矢張り其一部である、斯う云ふ所を見ますと云ふと、問題となつて居る所の地域と云ふものは舊市街と云ふやうなものと違ふのである、所謂獨逸の法令に云ふ所の市街全體と云ふことに付ての說明を求めたのであると、解釋するより外仕方がありませぬので、是等を以て見ますと云ふと、今日に於て專管居留地なるものは、獨逸の法令に見たる所の其「シタツト、ゲビート」と云ふ其一部分に日本の專管居留地を置くと云ふことは巴里の平和會議で、もう諒解が出來て居るものと云ふことが出來るであらうと思ふ、併し又一面に於て斯う云ふことを言ふ人がある、珍田大使が向ふの追究に迫られて「イルチス」砲臺の西若干の距離を置いて其西の方に專管居留地を置く、斯う云ふのである、是は一向差支ないと私は思ふのである所謂「イルチス」砲臺の西の方の獨逸の「シタツト、ゲビート」がある、其中の一部と云ふのでありまするからして、そこにどんな圖が書いてあるかも知れませぬけれども、珍田さんは測量師でない而も鉛筆で何か書いた所で、それは經度緯度を合してどれだけの間にあると云ふやうなことも正確になつて居るのではない、大體の言葉は此處に書いてある所の、所謂向うとの應答の結果、並に珍田さんが言はれた所の、「イルチス」砲臺の西方なる市街の一部分と云ふことに見て、それは即ち九區を含んで居る所の、所謂日本人が益々發展して居る所を全部含んだ所の一部と、斯う見ることは決して間違ないものと私は思ふのである、私は私の解釋が間違つて居ると云ふことを御答辯を仰ぐ爲ぢやありませぬ、私の言ふ所のことは相當に調べて置いたのである、間違ないと信ずるから、其通りであると云ふことを答辯を煩はしたいと云ふ位の考で居る、人の答辯をこちらで言ふのは甚だ無理な話でありますけれども相當に調べ上げて、斯うであらうと信ずるから、其點は如何でござるかと云ふことを御尋するのであります、斯の如くもう專管居留地と云ふものは日本が設置することを英佛其他の國即ち其國々の代表者が少しも疑はずに諒解が出來て居るのであるのである然るに自發的とか云ふことで內田外相が、昨年八月二日に一種の聲明をなされた、專管居留地と云ふものを止めて、共同居留地を置くと云ふことを考慮して居ると云ふやうなことを言はれた、何の考でこんな自發的の聲明をなされたのであるか、實に內田外

相の心理狀態を私は疑ふのである、實に驚き入るのである、事は決つて居るのです、協約で決り、又講和會議に於ける所の講和使節の適當なる所の答辯にて十分決つて、專管居留地の拋棄と云ふことの必要がないのである、然るに此の如き聲明をしたと云ふのは、どう云ふのでありますか、亞米利加の議員の言論を調和、せむと欲するとか、排日の根本を絶たうなどと云ふことは、私は非常に間違つて居ると云ふことを私は信ずるが、貴方がたはどう御考へになりますか、一體排日などと云ふことの根據は是は御承知でもありませうが、支那の排日と云ふものは中中青島ぐらゐの專管居留地を拋棄したぐらゐのことで治まると思つて御居でなさるのは間違である、それは私は此處に御居での先輩の江木さんから拜借した、國恥小史と云ふものを二三度讀んで見ましたが支那の考はです、琉球も返せ、朝鮮は獨立させ、總て所謂滿洲鐵道の要求、あれらの租借權まで皆返さしてしまへと云ふ所の大設計を有つて居る所の支那であります、其支那が偶々青島の專管居留地を共同居留地にするとか云ふやうなことで、其問題が解決せらるると御思ひなさるのですか、是は非常な間違だらうと思ふ、どうもやり口が私は不安心で堪らないのである、それで以て果して排日が止むことなら結構でありますけれども、どうもさうは思へないのである、ですから何故さう云ふ聲明をなさつたものであるか、又亞米利加の方も先程申した通り山東と青島との分らぬやうな連中が、其國內何かの關係で以てからに議論をして居るのをこちらが氣に病んで居つたならば隣の夫婦喧嘩をこつちが心配して家の財產を提供するやうなことになつて仕舞ふのである實に痛嘆に堪へぬことであります、殊に私の御尋したいことは昨日の御答辯は一向要領を得ないと私は思ふ、所謂今の排日が山東問題で起つたから、それを青島の專管居留地とか、或は放棄して仕舞へば、宜いと云ふやうなことまで言つて居るのぢやないかと思ふ、若しさうでなければ仕合である、專管居留地を放棄する意味でないと云ふことであれば仕合であります、聞き方に依つてはさうも取れますが、甚だ疑ふべきことゝ思ふ、殊に專管居留地を放棄云々と云ふことに付ては今日其意見を發表すべきものでない、發表すべき性質のものでないと云ふことまで言つて居られる、是は頗る妙でないかと私は思ふ、それから又斯う云ふことも言つて居られます、此所謂山東問題のことに付ては協約、又は取極書もあるし、本大臣の屢々聲明する所に依りて明白なり、斯う云ふことを言つて居る、是は頗る不明白であらうと私は思ふ、專管居留地の問題のことに付ては考慮中なりと言つて不明白に存して居ります、即ち外務大臣は自己の聲明に依つて明白なりと云ふことは何が明白でありますか、考慮中と云ふことが明白でありますか、更に一步進んで考慮が極つて居ると云ふのでありますか、そこらを御聞きしなければ私は分らぬのであります、能く自分の仰しやつたことを此速記で以て御覽を願ひます、私は確に聞いて居ります、兎も角も確に外務大臣が聲明されたことに依つて明白なりと云ふのは、決して明白なるものでない考慮中のものが……考慮の餘地を存して居るものが明白なりと云ふことはない、又發表すべき性質のものでないと云ふことはどう云ふことである、若し專管居留地云々と云ふことに付て發表すべきものでないとするならば、何故にあの如き聲明を爲すつたのであるか、發表すべからざるもの、考慮中であると云ふことを發表するのはどうであるか、どうも解らぬことを言つて居るやうに私は思ふので、甚だ無遠慮の言葉使ひでありますが、眞に憂慮の餘に斯の如き言葉を以て御尋する次第であります、言葉の末はどうぞ御宥恕を願ひまして、私の精神に付て御酌量の上に御答辯を願ひます、又支那と交涉中であるから話せぬ、妥協中である、專管居留地の問題は協約の示すが如く、是は支那と妥協する云々の問題の中に這入つて居りませぬ、專管居留地はどれだけの範圍にするかと云ふやうなことは妥協の問題である、專管居留地を設置するや否やと云ふ事は既に條約に於て明である、設置するか設置せぬか分らぬ、考慮中であると云ふことならば、即ち設置するかどうかと云ふことを此際聲明するのが支那と交涉中當然爲すべきことであらうと思ふ、所謂妥協問題に觸れずして協約に極つて居る以上は、其協約に依つて設置するのであるか、放棄するのであるかと云ふことは何故に御答辯が出來ませぬか、大に疑を容れざるを得ませぬ、又新聞の傳ふる所に依ると或は專管居留地と云ふものを放棄して共同居留地を設けるか、大なる共同居留地を設けるより小なる專管居留地が宜いと云ふことを言つて、結局は專管居留地を置くか、或は即ち自開商埠地と云ふものを置くと云ふやうなことになるのであるか、洵に不明瞭で吾人は心配に堪へないのであります、此點に付て有の儘のことを御話を願ひたいのである、大局に順應すると云ふことを仰しやつたが、大局と云ふことはどう云ふことを意々して居るのでありますか、支那の言ふことに順應して亞米利加が之に……山東と青島との別ちも解らぬものがそれに共鳴すると云ふことを以てそれを折合を付けると云ふことを大局に順應すると云ふ御考ならば其、大局なるものは非常に恐るべき結果を來たす、斯う云ふことを顧みると恐るべき結果を來たす、吳々も申す、日本五十餘年極東の平和を維持し、世界の平和に貢獻すべき根據の破綻か專管居留地の放棄から出て來ると云ふことを恐れるのであります、それ故に是は國家の重大問題である、眞つ正直に御話を願ひたい、それも公開の席で、具合が惡いと云ふことならば、祕密會議の上で御話を願つても宜しいのであります、序に西比利亞問題に付て簡單に御尋を致します、是れは私一個としては意見も有つて居るのであります、併ながら唯今は意見を申述ぶる場合ではございませぬから、遺憾ながら申しませぬ、政府の爲されるところのことを見ると、どうもどう云ふところに頭を据えられて、さうして行動して居るかと云ふことは分らぬのだ、之を世界の大體から見ましたならば、露西亞が混亂して居る、英吉利が力を入れやうと思つても力が這入らぬ、佛蘭西が努力しやうと思ふも是も力及ばず、此前も屢々此議會に於て御尋する時にも申した、長鞭馬腹に及ばず如何とも仕方がないものが日本の相手になつて居るのである、其態度にくつ付いて行つたならば問題の解決しないのは當り前の話である、どうして見ても日本は日本の立場として極東の平和を維持し、世界の平和に貢獻せむと欲するならば、其露西亞に對して最も適當なる地位に在ると同時に、大影響を蒙るべき所の日本が西比利亞に何かやらなければならないと云ふことは明な話である、先に立つてやれば英吉利も佛蘭西もこちらに附いて來ると云ふことになるのである、と云ふのが適當の順序であると思ふ、即ち西比利亞と云ふ所の國を造るとか或は一の政治團體と云ふものを組織せしめて、其自力に依つて組織せしめて、それをこちらが擁護して行くと云ふことに於ては少しの兵では足らぬのである、所が出兵の動機は頗る曖昧なる出兵である、さう云ふやうな大根據から出て居るものでないと云ふことは明である、去年の第四十一議會に於ても、又昨日原總理大臣の仰しやつたことも少しも變らぬ、前に仰しやつたことと同じことを繰返されて居るのである、それで原首相の仰しやつたことは「チェック」の所謂引上げを援助する、從つて鐵道の守備をせぬければならぬと云ふ、さう云ふことに西比利亞の所謂治安と云ふものを維持して行くと云ふやうなことを去年も申されて居ります、まあそれ等の爲に必要の限度までは兵を留めて、其必要が去れば撤兵する、斯う云ふことであります、其時に私は御尋したことは御承知であらうと思ひますが、必要の爲に兵を留めるならば、必要が增せば兵を增すことがありますかと言つた時に、何とも御答がなかつた、是はどう云ふ御考で御答がなかつたか、それは私が分らぬが、御答なさらなかつたのは大變御便宜でありませう、併し私の今日御尋せむとすることは斯う云ふことである、西比利亞に兵を留めると云ふことは「チェック」の兵尙ほ未だ皆撤退されて居る譯でありませぬから、それまでは前目的通り、又鐵道の守備と云ふことも元通りにやつて、其爲に兵の足りなくなつた部分だけは增す、斯う云ふことに見ることが出來ます、是は原總理大臣の御話である、所が昨日陸軍大臣の言はるゝ所を聞くと斯う云ふことを言つて居られる、日本軍の所謂自己の存在の爲に兵を留めて置く、故に非常に苦心して、一日に橋梁を五十も落されると云ふことで洵に骨が折れる、是は誠に同情の至りに堪へないのでありますが、兵を出して置くとか撤するとか云ふ問題に付て總理大臣外務大臣の云はれる事と陸軍大臣の言はれることに所謂目的に付て多少の懸隔があるだらうと私は思ふ、統一せぬと思ふのである、所謂軍の存立を維持する、即ち軍の自衞權の爲に兵を置くのだと云ふことだけは一方に於ては云はれて居らないのである、或は疑ふ、陸軍大臣の考は私が前きに申しました所の大根本の如く、所謂日本支那の如く、接壤の地位にある所の國に於ては、他の侵害を受ける所の虞を防ぐが爲に相當の設備を爲して、其害がこちらに、其勢力がこちらに進んで來ないやうに防ぐと云ふことが必要であつて、所謂國家の自存の爲に兵を送るべしと云ふ考が、陸軍大臣の頭の中に在るのぢやないかと

想像される、さうすると西比利亞出兵問題と云ふことに付て總理大臣外務大臣と、陸軍大臣の間に意思の懸隔があるのではないか、是は雙方の御說明を仰ぎたいと云ふのは、西比利亞問題に對する質問であります、次に是は私は御尋ねはせまいと思つて居つたが、亞米利加問題をつい御尋せなければならぬやうになつたと云ふことは、昨日寫眞結婚の問題に付きまして、島津男爵が御尋したことに付て、內田外相の御答辯と云ふものは、頗る申さば要領を得ぬと思ふのである、更に私は無遠慮なことを申しまするが、亞米利加の事情が、能く御解りになつて居るかどうかと云ふことが、どうも疑はしいのである、現在の亞米利加の事情に付て、私の研究したことを述べて御質問申上げますが、民主黨が此五年間に於て財政計畫と云ふものが非常に紊亂して、放漫なる所の施設を爲したるが爲に、非常なる財政紊亂の有樣になつて居ると云ふやうな所から、國民の同情を、所謂「デモクラット」黨が失つて仕舞つて、來る所の大統領の選擧に共和黨が勢力を占めて、而して其背後に資本家が居る「ノックス」の如き、所謂滿洲鐵道に付て、曾て言葉を挿んだと云ふやうな連中が勢力を取つて、今後四五年と云ふものは、亞米利加は共和黨の勢力の下に在ると云ふことは疑はありませぬ、それが資本家の勢力、非資本家なるものは獨り華盛頓、或は紐育とか云ふ即ち東海岸ばかりでなく、市俄古の資本家の勢力と云ふものも加つて、其勢力と云ふものはづん／＼此東洋極東方面に伸びて來ると云ふことは、申すまでもない話であります、此態度を繼するに、申すまでもなく支那に於て、支那本部ばかりではない、或は滿蒙方面に於きまして又今日亞西伯利から亞米利加は撤兵すると言ひながら、まあ謂はば一種の留保をして置いて、矢張協調と云ふことは離れぬと云ふことになれば、都合の好い時には又力を發さずして、人の働いて利權を取る時に、金の力で先に手を廻して、西伯利方面に發展すると云ふことは、想像することは出來るのである斯の如き場合には、今後四五年と云ふものは此日本は亞米利加の共和黨の爲めに、一から二三云ふやうに、押へられ押へられと云ふやうになると云ふことは、申すまでもない次第である、斯の如き場合に於て日本の採るべき態度如何、飽くなき所の……相手が帽子を脫げ羽織を取れ「チョッキ」まで取れと云ふ風に云はれて、それに一々應ずると云ふことになるならば共和黨の勢力は、四五年の間に於て……日本は非常な貧弱なるものになつて仕舞ふと云ふやうになる、即ち日本は亞米利加に對しては正義を重んじ、軍國主義と彼が言はうと、何と言はうが、少しも顧慮する必要がない、自己の信ずる所に依つて、自己の帽子は帽子である、羽織は羽織であると云ふことを深く信じて、一歩も讓らずして立つて行かなければならない、靑島問題でも其通り、總て其態度で行かなければならぬものであらうと思ひます、是れが一たび屈する時は到底伸びる時はありませぬから、其覺悟ありや否や、四五年の後は亞米利加の共和黨が、彼が資本家の勢力からして、一般の勢力「カレッヂ、メン」か誰かの系統の勢力になると云ふことは疑ひませぬ、それまで持堪へて我慢をして行くと云ふことは、日本の政策でないかと思ひます、さう云ふ御覺悟がありますのですか、どうですか、是は亞米利加全體に付ての御話であります、寫眞問題の話、是は餘り大なる問題ではありませぬが、米國問題が問題として御尋することになりましたから……それで此問題に依つて御尋することになりましたから……此所に御問いたしますが、寫眞結婚の弊害のありましたことは、今日に始まつたことでございませぬ、私共十年位前に彼地に參つた時に寫眞結婚の弊害と云ふものは見て知つて居ります、又其利益あることも顯著であります、日本人が加州等に於きまして結婚しやうと思つても、外國人は誰も嫁さんに來ないと云ふ、それでは勞働者とか或は向ふへ行つて居る、稼ぎをして資本家となりつゝある人でも、自分一人で子孫と云ふものは伸びないので……結婚するにあらすんば……それですからして、本國からして妻女を迎へると云ふことは、是は當然の日本人の發展、並に其の各々の幸福の大なるものである、又利益の大なるものである、然るに若し其弊害があるから、惡いと云ふことであるならばです、外務大臣になつた其時に、何故御廢めにならぬ、今日まで待つて居ると云ふことは、どう云ふ理由であるか、惡いものならば早く廢めるが宜い、又良いと云ふ所があるならば、惡い所の弊を矯めて、良いものは殘して置くと云ふことが當り前である、又假に寫眞結婚なるものを禁止すれば亞米利加の排日が直ると云ふやうなことを御考なさるならば、是は頗る間違つて居る、そんなことではありませぬ、亞米利加の反對する排日と云ふことは、いろ／＼の原因で來て居るのであつて、寫眞結婚を許す許さぬと云ふことを以て、排日が止むと云ふことはない、それをだしにして他の獲物を取らうと云ふやうな、さう云ふ考では、少くも亞米利加人に向つては、所謂小刀細工と申すか、小策は行はれませぬ、眞直に直進して行つて惡いものなら惡い所を矯めて、良いものにしたならば宜からうと思ひます、何故之を禁止されたか、其弊害のある所を私は略々知つて居りますけれども、私の弊害と思ふより、より大なる弊害を感じて御出なさるか知らぬ、其事を承りたいと云ふのが此亞米利加に對する所の問題であります、次に外交問題を離れて、內政のことに付て簡單なる質問を試みたいと思ふ、是は寧ろ教育に關係すると言つて宜いか、或は內務のことに關係すると言つて宜いか、即ち時代思潮と云ふことに付て、簡單に承りたい、總理大臣が大局に順應すると云ふことを言はれた後で、間違つたる所の外來の思想と云ふものは、制限して行かなければならぬと云ふことを言はれたのは洵に適當なる御言葉と思ふのであります、先程申した通り、御言葉だけでは感服も出來ませうが、實際がどうもさうなつて居らぬと云ふことを憾むのである、私は先頃まで帝國大學の教授をして居りましたそれで能う事情が解つて居ります、一體此東西帝國大學等に於きまして、超國家と言へば言方が巧みな方でありませう、非國家と云ふやうなことを、無遠慮に言論に表はして居ると云ふことの傾向があることは、周知の事柄であります、其或者は既に實際の問題となつて、所謂「クロポトキン」の所謂主義の研究と云ふやうなものを發表して、實際問題となつて居ると云ふことは、明なことでありますが、それよりもまだ餘ほど調べて見ると云ふと、問題は單にそればかりでないと思ふ、勞働問題が頗るやかましくなりました時に於て、勞働問題を研究する所の組織を作ると云ふことが、大學の教授助教授の連中の間に起つた時に、其意見書を書いて、趣意書を書いて、其趣意書の中に「吾人は國家の爲に此勞働問題を研究する者なり、」と云ふ意味が最後に書かれた時に、二三の大學の連中が言ふのには、國家の爲と云ふ字を削れと云ふので勞働問題を研究すると云ふならば勞働問題を研究するので、國家の問題を研究するのでない、國家と云ふ文字を削れと云ふことを書かれた、又大學の或方面には、日本には武士道とか云ふものの、あると云ふことを……公々然に明言されたと云ふことを聞いて居る、斯の如き思潮が蓬勃として起つて居ると云ふことは、實に憂ふべきことであると思ふ、國家が設立したる所の所謂最高學府なるものが、國家の組織を認めぬと云ふやうなことであるとすれば問題は頗る重大であらうと思ふ、又實に恐るべきことであらうと思ふ、國家が、國家を壞はすと云ふことを無遠慮に漏したるものを、立つて置く必要がありやと云ふ所まで、問題が行くだらうと思ふのである、又或私立大學に於きましては十一月二十六日に大杉榮なる人を聘して、若手連中が百人ばかり寄つて其講演を聽いたと云ふことを聞及んで居ります、是亦輕々しく、即ち雲煙過眼視することの出來ない問題ではなからうかと思ふのであります、又それよりも事柄は小さうございますけれども、三輪田元道さんと云ふ人があるさうであります、其人が報知新聞に連日連載して居る所のものを見ると、正月元日に學校に登校するのは廢したら宜からう、一家に於て家族團欒して正月を祝ふのが宜からうと云ふので、君が代を唱ふと云ふことを廢したら宜からう松飾を廢したら宜からうと云ふことを書いてあるが、それは恐く或女學校の先生であるだらうと思ふ、學校の系統に斯う云ふやうな人が出てさうして斯んな無遠慮な事を云ふと云ふことは、抛つて置けるものであるか、どうか、此所に於て私が大に疑ふことは、斯の如き氣運を助成したのは、文部大臣が大に與つて力あると思ふ、文部大臣は嘗ては「デモクラシー」と云ふ問題が世間にはやらぬ時分に、或私立大學に行つて「デモクラシー」の贊成演說をされた、それから後にどう云ふことをされたか、まあ餘程急進主義である、詰り役所の文書は「左樣でございます、」斯の如くすれば、免狀に「貴方は今日卒業なされました」と云ふことを書かれるかも知れぬ、毛筆は廢し、漢字を廢し、年始狀のやり取りは廢さうぢやないかと云ふことで、餘りにさう云ふ風に、新しい珍しいことを好むと云ふことは上の好むことは下之に倣ふ、上の好む所は下は十步も進むと云ふやうなことで、所謂斯の如き放漫なる容氣が、各學校に澎湃として起るに至つたと云ふことの端緒、と云つては語弊がありますが、さう云ふ

氣脈を涵養すると云ふことに文部大臣の行動が與つて力あると思ふ、それを以て見ると云ふと、總理大臣は大勢には順應するが、外來の思想を抑壓すると云ふことは矛盾すると思ふ、此點に付て文部大臣の所感を伺ひたい、次に……甚だ長く質問して恐入りますが、もう一つだけ承りたいと思ひます、朝鮮に關する問題であります、即ち內治關係の問題であります、朝鮮の呂運亨と云ふ者がありまして、是が上海に朝鮮を獨立する政府を組織して、現に假政府を組織して居ると云ふことであります、彼は去年の三月の朝鮮に於ける暴動なるものと相關連して、即ち其の暴動の所謂在外中樞地と云ふ所に身を置きまして、今日と雖も尙ほ其主義宣傳を怠らず、尙ほ朝鮮の連中と氣脈を通じて居ると云ふことであります、是は呂運亨なる者の演說に依つて私が知り得たことであります、又其獨立の趣意書等に照して見ても、彼が飽まで獨立政府を造ると云ふことの主義を有つて居る、單り主義を有つて居るばかりでなく、所謂暴動なるものと關連して居るものである、即ち暴動の準備を爲して居る所のものであると、斯う解釋の出來る行動を執つて居るものであります、其者が先般……去年の十一月に日本へ參つて、さうして十一月の二十七日に帝國「ホテル」で都下の新聞の關係者を呼びまして、滔々と獨立演說を致したと云ふことは、其翌日の「アドヴータイザー」にはつきり書いてあります、それから又二十八日の朝日新聞に大要書いてありますと云ふ所の事柄と云ふものは、矢張り即ち「ユニヴーサル、ムーヴメント」世界一般の大勢から照して朝鮮の獨立は已むを得ざるものである、且又是は亞細亞の平和を維持する大局から見て大事である、大局を以て唱へて居る、又是は神の命令であると云ふ宗教的考を以て鼓吹して居る無遠慮なる演說が、「アドヴータイザー」に載つて居ることは、御覽の通りである、其後諸所からの材料を集めて見ますと、彼は上海に於て朝鮮の暴動に關連して準備行動を爲して居つて、而も今度は東京に來て、其意見を無遠慮に發表して居ると、斯う云ふ譯である、斯の如き人が如何にして日本に來たかと云ふことを調べて見ると、世間の報ずる所に依れば、是は日本の有力なる官憲の方々が諒解の上で、危險がないから是非來いと云つて、さうして去年の暴動に重大なる關係のあつたる所の此張德秀とか云ふ男とを、それを無理に島流しになつて居る者を之を赦して同道されて來るやうに、さうして大事にしてやるから安心であると、斯う云ふて招いたと云ふことである、而も此方に來まして「アドヴータイザー」の報する所に依りますると、いろ／＼な大臣方にも面會して或る大臣の如きは御馳走まで供して居る、又畏くも宮中の菊花を拜見にまで有力なる官憲の方が態々連れて行つたと云ふことが書いてある、問題は是である、此問題に付きまして私は二樣の點から御尋を致したい、即ち此法律問題から申しますと云ふと刑法の第二條に依りますと刑法は「何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用シ」と云ふて「刑法第七十七條乃至第七十九條ノ罪」、それの第二號として揭げられて居る、而して又第七十七條に於きまして「政府ヲ顚覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル者ハ內亂ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處斷ス」とあります、七十八條に於きましては「內亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス」と斯う云ふ法文がある、此法文に照して見まするも呂運亨が東京へ來て彼が演說をしたと云ふことは唯演說に過ぎないのでありまして、其事柄は先づ措て呂運亨なる者は朝鮮人である、日本の臣民である、其者が臣民であると何人たるとを問はぬが兎に角朝鮮人である、是が帝國外の上海に於きまして朝鮮獨立運動をして、其朝鮮獨立運動を爲したる行動の範圍は去年の三月の暴動と關聯して居るのであります、其行動は即ち內亂の豫備又は陰謀を爲したる者と云ふ事にたつぷり當嵌つて居る、即ち朝鮮に於ける暴動と氣脈を通じて孫なる者と相應じ張德秀なる者と親密なる關係を以て即ち暴動の中心點になつて居る、豫備又は陰謀にかつちり當嵌つて居る人間であります、斯の如き人間が日本に來た場合に刑法の適用をして外國に於て斯の如き事を爲したる者は押へねばならぬのである然るに何故に司法官憲は之を放任なすつて置いたのであるか、實に奇異の感に堪へぬのである、一方に於ては人權に對して殆ど蹂躪の行動を爲して居るやうな實例が京都方面にもあるにも拘らず、斯の如き所の人が東京へ來て居るのに之を何故押へなかつたか何故御調べにならなかつたか是は行政府に於て所謂大なる所の即ち大官が危害を加へぬと云ふ事を云ふたからと言ふて其約束を重んずるが爲に司法官憲が爲すべき行動を放置して置いたと云ふならば司法權の獨立を如何せむ、此點は司法大臣ならば司法大臣、總理大臣ならば總理大臣から法律的の明瞭なる答辯をなしてたまはらむことを希望する、それから又此問題たるや政治問題としては非常に重大なるものであるが、詰り日本の主權の下に立つと云ふことを忌避して、而して日本の羈絆を離れて獨立しやうと斯う云ふことを言ふのである、所謂反亂者である、反亂を爲さむとして居る者であります、斯の如き者をです、日本へ連れて來ると云ふ、さうして演說を十分にさせると云ふことを政治上許して置くことが出來るものでありませうか、斯の如きことをするときは詰り朝鮮の獨立運動と云ふことを公言すると云ふことは日本の認むることゝなる、又運動を爲すと云ふことも敢て問ふ所に非ず、さう云ふ人間を寧ろ優待すると云ふやうなことになつて、果して一體朝鮮に對する所の所謂監督と云ふか、政治は行はれるものと思つて御居でなさるのですか、實に是は由々しいことであるので、斯の如き者を呼ぶ者の方針が何から起つて居るか、實に疑はしくて堪まらぬのであります、能く世間にある所の商人が何か物を賴まうとする時に人を御客に呼んで賴むと云ふ、そんな利益を求むる爲に御馳走すると云ふやうな心持で居つたならば、それは國家の政治は大變なことになるだらうと思ふ緣日商人がやるやうなことをやつては迚も日本の國家を安全に治めて行くことは出來ぬ、又唯大局論などを下手に考へるとつい亞細亞の大局から觀るとか或は世界一般の運動から觀ると云ふことについ引張り込まれるやうになつて、又現在に於ては引張り込まれて居る形跡が出て來たと言はなければならぬ、是は政治から言ふて由々しき問題であらうと思ふ、此點に於て若し過ちがあつたならば過つたと云ふことをはつきり言ふて戴きたい、又說明し得べき理由があるならば十分なる御說明を得たい、以上を以て私の質問は終りました、どうか詳細に亘つて御說明を仰ぎたいと存じます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君） 唯今高橋君より御質問がありましたが、如何にも數件に亘る長い御演說でありましたから、或は聽漏して居るかも知れませぬ、玆に心覺の爲に問題を記載しましたけれども漏れて居るか知れませぬから、其漏れた所は更に御尋があれば御答をしますから、其邊のことに御諒承を願ひたいのであります、最初の御質問の國家に對する自覺かあるかと云ふやうな御質問に承りましたが、實は是は意味が分り兼ねました、學問上などで國家に對する自覺と申せば忽ち分ることかも知れませぬけれども、それはどう云ふ御趣意であるか甚だ了解に苦んだのである、併ながら其言葉の中には政黨に對して云々と云ふやうなこともありましたから、さうすると國家と政黨とどちらを考へて居るかと云ふことに相成るのでありませうが、兎に角私には了解を得ませぬけれども、併し今日局に當りまして諸般の政治上の處置を執りまするのに、我國は如何なる位地に居るか、世界に對して我が國情は如何なるものであるか、我が國力は如何なるものであるか、之を了解せずしては局に立つて居れませぬ、此事の自覺ならば自覺ありと御答するの外はありませぬ、若し又外の意味でありますれば、政黨云々と云ふことでありますればそれ等はどう云ふ意味か分りませぬが、政黨を重しとして國家を顧みないと云ふことは是は勿論左樣のことのあるべき筈はないと云ふことは分り切つたことであります、又世間には反對黨の人々は色々申しますけれども、今日まで私の行動を御覽になりましても、政黨の方を重しと致して居るか國家を重しと致して居るか位のことは容易に御諒承の出來ることゝ思ひます、大勢に順應と云ふことは何の意味か斯う云ふ御尋でありました、大勢に順應すると云ふことは左樣にむづかしい言葉ではないのであります、今日歐洲大戰爭の結果として物質的にも精神的にも種々の變動を生じて來て居ることは御承知の通りであります、從つて列國の間に處する所の外交にも經濟上のことにも色々のことに及んで居りますが、殊に今日は國際聯盟の精神に基きて……

〔議長公爵德川家達君議長席に復す〕

何れの國に於ても單獨に自分の國のみの意見を以て世界をどうすると云ふことは許さぬ、何れに於ても協調を致して列國協調で永久の平和を維持しやうと云ふのが目的であります、是は外交上のことであります、是等の大勢と云ふことは玆に喋々の說明を費さんでも御了解あらうと思ひまするから、私は斯樣なる大勢である、內外共に斯樣なる事情である、世界の變化は斯樣なる形勢であるが、故に之を無視し

て或は之を遂行して行くと云ふことは政治の當を得たるものではないと考へまするから、此大勢に順應いたして相當なる措置を執りたいと云ふ精神であります、講和問題に付て五大國の一に列する、初めから列する積りで有つたか無かつたかのやうな御尋でありまするが、是はそれであるならば實は申す迄もないことであります、自ら國民が如何なる國であると信じて居つた、何人にも議論を用ひずして分つて居る、日本は決して他國に讓つて居る積りではないのでありますけれども、併ながら向ふの會議に參りまして、實際に於てどうなるかと云ふことは何人にも豫言することは出來なかつたのでありますけれども、五大國の一として日本が相當なる位置に立つことが出來たと云ふことは誠に國家の爲に仕合せであります、而して五大國の位置にも立つて居る、其一員となつて居る日本の其位置を段々斯う自ら破つて行きはしないかと云ふ御懸念でありましたが、其事の例として朝鮮と山東のことを加へられましたけれども、是は如何にも簡單でありましたけれども御趣意は日本が五大國の位置を段々毀して行く、自ら五大國の一に列したることを自分で破つて行くと云ふやうなる行動をすると云ふやうにも聞えましたが、さう云ふことは毛頭ありませぬ、往々此權威を發展いたしまして、此上にも五大國中にあつても最も有力なる國となることを希望いたし、又將來左樣なることは實現いたすであらうと確信せざるを得ぬのであります、決して此五大國の一となつて居ることを今日に於て段々之を毀つて行くと云ふやうなる意思は毛頭ありませぬ、左樣なる處置を執つたことは一切ありませぬ、次には人種問題のことであります、人種問題が始から通りさうもない問題であるのに之を出したのはどう云ふことであらうと云ふ御尋であります、殊に高橋君などは始から出來ないことと自分にも分つて居つたと云ふやうな御言葉もありましたが、是は如何なるものでありませうか、苟も五大國の一に列し同等の權利を有する五大國の一員として會議をするのであります、決して此五大國會議なるものに於ける位置にあらずして自ら其會議を成す一員であります、會議を成す一員である所の我國が自ら信じて是なりとするものを提出いたさずして、通りさうなものばかり出して、通らないものは出さないと云ふことであつては如何なものでありませうか、五大國共に左樣であります、五大國共に各々自ら信じて斯く致さなければならぬと云ふものを皆提出いたしました、提出いたしまして會議の結果として各國共にそれが通過したものもあり通過せざるものもあるのであります、日本が自ら信じて斯くせざるを得ぬと云ふ考で提出することは更に差支ない、是こそ五大國の一員となつて居る以上は相當のことではあるまいかと思ふのであります、而して是が通りさうでないかも知りませぬけれども、併し是は各は各各見る所であります、先般講和會議に於ては通過いたしませぬけれども機會ある每に提出いたして遂に貫徹を期すると云ふことが當然のことでありませう若し之を當然ならずとして、いかぬから止めると云ふことであれば、即ち差別的待遇を甘諾いたすことに相成ります、是は私は國家として出來ないこと丶考へます、殊に五大強國の一員として其位地を占めた今日に於ては尙更此是なる所は段々措置を致して行く考が必要であらうと考へます、それから青島の問題、此問題が前以て解決が出來さうなものであつたがどう云ふことかと云ふ御尋でありましたが、前以て話が付き得ることでありますならば誠に仕合せでありましたが、併し青島の處分を致すのは、講和條約が成立を致して、日本が自由に處分をする權利を得た時に始めて此問題を解決するのは條約の示す所であります、故に前以てと云ふことは蓋し前以て能く支那と相談をし合ふ、陸徵祥などの參つた時に話合ひを遂げて置いたならばさう云ふ間違がなかつたであらうと云ふ御懸念でありますが、如何にも其通りであります、陸徵祥が日本に於て申した所は極め日支の間に協同提携を致して此會に臨むと云ふやうなことを申して居つたのでありますが、案外左樣でなかつた、是は誰の責任であるか、誰の罪であるか、之を以て直ちに政府の處置宜しきを得ないと云ふ御言葉は如何なるものかと思ひます、それから專管居留地云々のことでありますが、是は專管居留地を設けて宜しいと云ふことは日支協約に存在いたして居ります、併ながら固より區域が確定いたして居る譯では無論ないのでありまするが、左樣なる問題は暫く措いて此專管居留地を此儘に專管居留地として青島の一部分に置くか、或は共同居留地とするかと云ふことは隨分考慮すべき問題と私は思ふのであります、併ながら此事を愈々實現いたして相談をすると云ふ事柄は支那に向つて提案を致さなければならぬ、支那に向つては昨日既に申したる如く講和條約成立の今日でありますから成るべく山東問題の解決を致すが適當と考へて、之が爲に兩方で委員でも任命すると云ふ處置を執りたいと思ひまして其事を支那政府へ申込んで居ります、支那政府之に應諾いたしますれば始めて實際問題として此時種々の案件を具へて支那と協議しなければならぬから今日に於て敢て其問題に付て豫め斯樣する、斯くすると云ふことは外交上申兼ねますけれども、併し此事に付ては日本の利害、各方面の關係等を考へまして宜しきを制するより外ないのでありますから、共同居留地にしやうかと云ふことを考慮して居ると云ふことを申したと云ふことは何等差支ないこと丶考へるのであります、西比利亞の問題に付て私並に外務大臣、陸軍大臣の聲明に相違があるやうなることに付て御尋のやうに聞えましたが、何等相違はありませぬ、西比利亞出兵の目的は明瞭なることであります、私は喋々を費しませぬ、併し陸軍大臣の申した中に兵の存立と云ふやうな言葉があつたから云々と云ふことでありましたが、是は斯樣なる意味であるのであります、守備の兵が居るのであります、此兵が手薄である故に度々過激派か他の暴民か明瞭ならざることもありますが、何れにしても此鐵道線路に妨害を加へ甚だ困難を致します、其時々僅ばかりの守備兵では到底守り切れぬ所があるのであります、從つて其兵の傷くことも多いのでありますから、是等の事情から考へましても相當なる兵を增さなければならぬと云ふ意味であります、兵の存立と云ふやうな言葉がありましたとすれば從つて此の意味に外ならぬこと丶御諒承を願ひたいのであります、それから撤兵のことでありますが米國の國情は高橋君能く御承知でありますから私から申しませぬ、寫眞結婚のことは長い間の問題でありまして、日本に於ては、寫眞であらうがなからうが、婚姻を戶籍吏に屆けますれば、婚姻が成立するのでありますが、御承知の通り亞米利加に於ては、非常なる風俗の相違であります、茲に至つて亞米利加の風俗習慣に構はず、日本が日本だけで押通して參るか、多少は彼の國の風俗にも應じて、相當なる處置を取るかと云ふことは考へなければならぬ問題である、且つ又寫眞結婚、一向見たこともないものと婚禮するのでありますから寫眞の爲には案外旨く參ることもありませうけれども、意外なる不幸を釀すことも多いのであります、是も實は好ましからざる……況や所謂五大國の一と列して居る今日の位置から考へましても、又日米の協調の上から考へて見ましても、此寫眞結婚を是非維持して居らなければならぬ必要は毛頭ないのであります、故に此寫眞結婚などを止めると云ふことは我國の品位に對しても、又其他の交際上の事情から考へましても、適當なことであるまいかと存じて居るのであります、思想問題は之に付ては高橋君も御異存のないことでありますが、唯大學教授其他、或は新聞等に現はれるのに色々なる問題が出るが、外來の思想、雜然たる思想には感染しない方が宜からうと云ふ演說の趣意に對しては、どう云ふものであらうかと云ふことでありますが、無論私は相當なる取締を致す考であります、固より學問の獨立は尊重いたさなければならぬ、或程度までは學者の議論を放任して置かなければなりませぬ、併ながらそれが國家に危險を及ぼす虞がある、又我國の建國の大本にまでは觸れぬでも、國情に合はぬこと、國體に合はぬやうな虞のあるものは、止めなければなりませぬ、是は無論左樣なる處置を取る積りであります、それは色々なこともありませうけれども、大體此方針を以て、餘りに亂雜なる言論を爲して、我國の思想の混亂を釀すと云ふことは、避けたいものと思ひます、尤も我國は建國以來、國民の思想の健全なる故に、茲に冗辯を費しませぬから、是等のことに依つて、俄に大變動を起すべきこと程に、弱き思想の國民とは考へませぬけれども、併ながら是は國家として放任は出來ないこと丶考へますから、相當なる處置は執る積りであります、それから呂運亨の問題、是は新聞紙等にも色々なことを傳へて居ります、而して是は簡單なる話で、呂運亨なる者は、不穩當なる行動でもあつたと云ふことも、段々聞えて居るのでありますが、併しそれを以て直ちに、日本に參つたならば之を處分すると云ふやうな狀況を備へて居るか又相當な搜査が屆いて居るかと云ふと、左樣な者ではないのであります、況や呂運亨が日本に參る折に色々な風說があつたに拘らず彼の行動意思が思ひの外にあつたと云ふことは、同伴して參つた日本の傳道師等の申すことであります、又日本に於て演說を致したと云ふことでありますが、何か演說と言ひま

すれば、公開演說でも致したやうに聞こえますけれども、旅館から「ホテル」に於て、新聞記者等に面會して、彼是申したに過ぎないことでありまして、是も實は其儘葬て置けぬと云ふやうな意思もありまして、調べて見たのでありますが、同席いたした所の數人の傳道師が、新聞紙に書いてある通りは申さなかつたと云ふことも說明して居ります、彼是の事情より彼を罪人扱すると云ふことは、法律的に考へても、政治的に考へても、見合はさなければならぬことゝ思ふたのであります、而して又彼が上海に歸りました所の、今日に於ける所の狀況を承りますと彼が單り日本に對して敵意を持たないのみならず、或は獨立などを唱へざるのみならず、却て左樣なる不心得なる者を說明して居ると云ふ、純然たる傳導師に返つて居ると云ふことを承りましたのであります、斯樣なる次第でありまして、此噂たる、何等日本の法律上から見ても、政治上から見ても、不都合なることのあつたことは考へられないのであります此眞相は色々に新聞紙等が傳ふる爲に、明瞭いたさぬが爲めに、誤解を來たすことも多いのでありますが、事實は斯樣なことでありますから、能く御諒承を願ひます。

○議長(公爵德川家達君)　議長は、昨日全會一致を以て可決せられました賀表を携へまして、今朝十一時に宮內省に出頭いたしました宮內大臣は目下葉山行幸供奉中でございますから、石原宮內次官へ賀表を出しまして奏上の手續を執られむことを依頼いたして置きました、次官は、早速御手許へ差出すと云ふ返答を得ました、此段御報告に及びます。

○高橋作衞君　唯今原總理大臣の御答辯がありましたけれども、極めて私は無遠慮の言葉を以て申せば要領を得ない、又問題の要點を態と避けて、別な方面から御答になつたものと存じます、もう少し親切なる、又私が御尋した所の事柄に付て、もう少し精密なる御答辯を煩はしたいのであります、多分內田外務大臣も御答辯下さることゝ思ひます、陸軍大臣も日本軍自己の存立と云ふ事の意味に付ては、もう少し詳細の說明を願ひたい、原總理大臣は、さう云ふ言葉もあつたかも知れぬと云ふ事でございますがはつきり言つて居るかどうか分らぬことに付て、御答辯をされましたが、陸軍大臣は自分ではつきりさう仰しやつたから、其ことの御答を煩はす、又思想問題に付きましては、文部大臣も相當責任があるかのやうに思つて、私は御尋したのであります、相當なる私に對する御辯解を願ひたいと思ひます、或は恐れ、時間が切迫いたして居るが爲めに、私の……之に對する御答辯は、此儘沒却せられはせぬかと言ふことを憂ひますので、茲にもう一層御親切なる御答辯を得たいと云ふことを要求いたします。

〔國務大臣子爵內田康哉君演壇に登る〕

○國務大臣(子爵內田康哉君)　外交に關しまする高橋君の御質問に對しましては、昨日此席に於て私が述べましたこと、唯今總理より答辯せられましたことで、盡して居ることゝ思ひます、併し其中一二補足を致したいと思ひます點がございます、それは青島問題に關することでございますが、第二の問題であつて、其青島のことに關しては、我が全權等は何等の訓もせず、又何等の訓令も受けずして講和會議に臨んだかの如き御質問と聽取りましたが、若しさうでありますればそれは全く事實に相違した事があります、我が平和條約に對しまする條件中で最も直接に利害の關係あるものは此問題であります之に付ては我が全權は出發前に十分の用意をして參りました、又其隨行員には青島の事情にも能く通じて居る者が、單り文官のみならず、陸海軍よりも隨いて行つて居る次第でありますから唯今御質問のやうな點は、毛頭ない次第であります、尙又三、四と致しまして、居留地の問題に關しまする、講和會議に於けるいきさつを御述べになりましたが、是は如何なる根據に於て述べられたことでありますかは存じませぬが、此いきさつは、所謂大統領の、私の非公式の會議に於て、述べた問題でありまして、其成行きは嚴に之を祕密にすることになつて居る次第でありますから、此席に於きましても、亦祕密會と致しましても、御答する譯には參りませぬ、最後の問題と致しまして、寫眞結婚のことに付ては、唯今總理より述べられました通りであります、單り寫眞結婚に依つて妻帶をし得るものゝ爲のみならず、さうして亞米利加に於ける、幾十萬の我が住民の爲を思うて、此中止を圖つたことであります、此問題に關聯いたしましたか、或は關聯はして居ないやうに思ひますが、米國の天下は今後四五年は共和黨の天下であると云ふやうな御話がありましたが、是は將來のことに屬する問題でありますから、是なりとも申兼ねる、唯一言申したいことは、共和黨の天下にならうが、民主黨の天下にならうが、日米の關係に於ては、亞米利加の黨派は眼中に置かない、其時の政府と最も親交を圖り、意志を疏通して行きたいと云ふのが、從來の方針でありますが、又今後も之を以て方針とせざることと思ひます。

〔國務大臣中橋德五郎君演壇に登る〕

○國務大臣(中橋德五郎君)　高橋君より私の所感を聽きたいと云ふ御尋のやうなものがありましたから申上げます、私共銳意教育の改善を圖りたい積りで居りまするのでありまするが、それがどうか社會主義か、無政府主義を煽動するやうになるやうにあると云ふやうな、御言葉のやうに伺つたのでありますが、是れは全く關係ありますまい、此社會主義や無政府主義は我國に傳播いたしましたことは、餘程以前からである、此頃勿論露西亞の革命以來尙は餘計に感染する人があるやうでありまするが、是は今に始つた話でありませぬ、私共は此頃色々の施設を改善したい積りで、或はそれが急激だと云ふ御論もあるかも知れませぬが改善をしたい積りで居りますが、口語體の如きものも、是は唯私が用ゐて居るが、成るべく友人にも用ゐて呉れ、斯う云ふことでありまするが、それが爲に社會主義が起り無政府主義を煽動すると云ふやうなことは、少し聯絡がないやうに考へます、勿論何分にも斯う云ふ思想が、大亂の後でありまするから向ふには非常に流行して居る、其の影響としまして我が國にも兎角どうも起つて來て、どうもならない、故に各教育機關學校等に於きましては、さう云ふやうな事柄に付きまして、講演等をすることに付ては其管理者に時々注意を與へて居りまするで、餘りに社會主義其他のやうな人が來て、講演をすることは成るべく止めて居る、取締はして居ります、又學校の教官等に付きましても、さう云ふ不穩なる說を宣傳するやうな者があります場合には、十分に之を取締つて居る積りであります、又先程毛筆廢止と云ふやうなことも、急激なる改革の一端のやうに御話もあつたやうに伺ひますが、此毛筆廢止と云ふ事を言つたと云ふ事は、全くの誤傳であります、併誤傳が傳つて、世の中にはなか〱贊成者が多いと云ふやうなまあ情況であるのでありまするが、私の申したのは、毛筆よりは鉛筆の方が便利でないかと云ふことを申して、新聞が傳へて、誤傳して毛筆廢止論を吐いたと云ふやうなことを言ひましたが、是は餘程誤解であります、先づ私の所感は是位でありますで、決して無政府主義、社會主義と教育と改善とは、さう大したる密接な關係がないと思つて居ります。

〔國務大臣田中義一君演壇に登る〕

○國務大臣(田中義一君)　唯今高橋君の御尋でありますが、內閣總理大臣から述べられましたことと、總理大臣の意志と陸軍大臣の意志と何等杆格して居らぬと云ふことを茲に明言いたします、而して軍の存立と云ふことは、軍自身の危險を防止すると云ふ意味に於て申したのであります、左樣御承知を願ひます。

○高橋作衞君　內田外相の御答辯は、一向盡して居りませぬので、私の疑問を晴らすことは出來ませぬ青島問題に關する點に付ての御答になつたことは、私の御尋せむとすることと、餘程答が懸隔して居る殊にどう云ふ祕密會にても、公開の場合にも決して話をすると云ふことは、祕密に付すべきものと約束せられてあるから、如何なる場合でも述べることは出來ぬ、斯う云ふ御話であります、所が斯う云ふことはどう云ふものですか、御答辯を願ひたいと思ひます、「四月廿九日及三十日の首相會議に於て鐵道警察問題紆餘曲折の結果日支條約及取極の解釋に關する公表左の如し」とて公表をして居ります、それを祕密に付すべきものかの如く言うて、祕密會にても話せぬ云はるゝは如何にも御答辯が不十分だと思ひます、もう少し親切に御答辯を煩はしたい、又寫眞結婚其他に付ても……寫眞結婚に付きましても問題が中々込入つて居ります、小さいことでありますか……吾孫子と云ふ人と手島と云ふ人と大なる議論を鬪はしつつあると云ふことで、其詳細を私は存じて居る、もう少し丁寧に御答辯下さらぬければ、實は大抵なことは知つて居つて分らぬ點があるから、其點に付ては餘程むづかしい點まで這入て居ります、もう少しどうか……宜い加減と申しては失禮でありますが、唯其場さへ繕へば宜いと云ふことでなくもう少し丁寧に御答を願ひたいと思ふ、もう一つ青島問題に付て、總理大臣外務大臣に於て青島から來た委員に對して小くても宜ければ專管居留地は設置してやると云ふ御答辯になつて居る、若し之に違へ

ば人を瞞すと云ふことになつて甚だ宜しくない、是等の點に付ても、まだもう少し伺ひたいこともありますが、併しもう時間がありませぬし、まだ私以外に質問なさりたい方も居らつしやるのでございますから、本會の質問は私は茲で打切りますが、十分了解して滿足して居ると云ふことでありませぬから、今日は打切つても他の場合に於て又質問すると云ふことを申上げて、今日は是で終ります。

○仲小路廉君　最早時間が餘程切迫いたして居るやうでありますから、尙ほ別に相當の時間を御與へ下さることが出來ますれば希望いたします。

○議長（公爵德川家達君）　如何でございませうか、まだ時間があるやうでございますから、御質疑の趣意を御述になつては如何でございますか。

〔仲小路廉君演壇に登る〕

○仲小路廉君　私は成るべく簡單に極めて必要と存じまする二三の點に付きまして政府の御意見を承りたいと思ふのであります、歐羅巴の大戰終局後の今日戰時中より戰爭後に亘つて政局に當つて居らるゝ內閣諸公の御辛勞に付きましては私は心から同情を致します又畢竟は世界的大變動の結果から茲に至つたのでありませうが實に我が國內に於ける近時の社會狀勢は急激なる變化を致して參つたのであります甚しい變態を來たして居るのであります、一面に於きまして意外なる幸に依つて暴富を得る、之か爲に奢侈贅澤を極めて誠に心ない業を致し、それが爲に社會一般の反感を買ふ事少くない、又他の一面に於きましては實に生活上の疾苦に泣いて居る者があり此社會的狀勢此缺陷に乘じて茲に各種の思想が宣傳せられ、種々の思想が之に伴うて起つて來る、誠に憂ふべき狀態であります、殊に昨年以來我が社會の狀勢は、單り勞働者のみならず、總ての方面に於て甚だ穩ならぬ狀勢がある、或は罷業或は、怠業、遂に是等が諸官衙及諸吏員にまで及ぼして居るのであります、又是等の狀勢は延いて社會の各層に對して種々の影響を與へて居りまするが、就中或は身を以て軍職に奉じて居つた者、若くは身を以て敎育の事務に從事いたして居つた者、其他精神的或は智識的に多く社會に貢獻を致して居つた所謂中產階級なるものは、實に諸方からの壓迫を受け、一面は經濟上からの壓迫を蒙り、他面に於ては社會的の脅威を蒙つて居る爲に、社會の中堅ともなるべき中產階級は實に其立場に惑うて居ります、聞く所に依りますれば、今日此國家重要の場合、軍人の志望者は減少する、敎育に從事する人も亦減少する、實に精神的智識的行動に依つて國家に貢獻を致す實に必要な中產階級が斯う云ふ狀態を以つて推進めば、將來如何なる狀勢に立至りませうか、而して斯かる憂ふべき狀勢は抑々何に原因を致すか。其由る所種々なる理由もございませうが、就中主要なる關係は生活問題であります、此生活上の脅威、其壓迫は、實に國家の中堅たるべき中層階級以下の人々に如何なる苦痛を與へますか、又昨年以來生活上の必需品に對して此非常なる物價の暴騰は實に驚くべき狀勢を呈しては居りませぬか、激騰に次ぐに激騰を以てし、暴騰に次ぐに暴騰を加へ、殆ど底止する所を知らざる狀態であります、此點は今日心ある人々誰とて之を憂へない者はない、蓋し內閣諸公に於かれても定めし此點に付ては御憂慮になつて居ると存じます、併ながら御憂慮にはなつて居るでありませうが、現內閣立閣以來現に御執りになつて居る今日までのやり口は往々口にせらる、言は、果して眞實御憂慮になつて居るのでありませうか、甚だ遺憾な次第でありまするが、現內閣の諸公は單り此點に付て、御憂慮にならざるのみならず、斯る狀勢を誘致せられ馴致せられたのは、全く其御行動に基きは致しませぬか、何故に斯かることを申すか、甚だ遺憾の至でありまするが、今日まで內閣諸公の御執りになつた跡を尋ねて見ますれば、之を一言にして申さば實に放縱放漫であつて、何等の施設の見るべきものなかりしのみならず放漫にして放縱の結果が、遂に社會一般をして斯かる狀勢を導きはしなかつたか、內閣諸公の中には、往々にして斯樣なことを言はれた趣に承知する、物價の騰貴は世界の大勢である、まだ〳〵物價は騰るかも知れぬ、各々其收入を增す工夫をするが宜しい、又或人は世の中は非常な景氣で、總ての者が喜んで居る、物價騰貴で困難をすると云ふは、僅の部分の者である、甚しきに至つては、生活の必需品に對し其間に處して暴利を貪ると云ふことがあつてはならぬと云つた、其取締方法、其他必要な諸制度に對し、輕薄にして、便佞なる言葉を用ひ、此實力は鞘に藏めて使はない、是等の狀勢は往々一般に對し、如何なる影響を及ぼしましたか、人々に對しどんな心理狀態を惹起さしたか、投機思惑を爲すことと、殆ど天下に公許されたと云ふ感じは持たさなかつたか、生活上の必需品に對し、暴利を貪ると云ふことも大目に見られるものだと云ふ感じは起させはしなかつたか斯樣な總ての狀勢が集り累りまして、遂に昨今の如き狀勢を惹起したのではありますまいか、其結果は實に世の中は放縱放漫、他の一面に於ては投機思惑心は殆ど社會一般の狀勢を形づくり直接政府の支配の下に於て嚴重なる監督を受くべき會社にして十割の配當をなすものがあつた、中央地方を問はず投機熱は盛んに橫流をする、中には社會の上層に立つて指導の任に當るべき者までも遂には此投機熱に浮かさるる者がないのと言へない洵に中央地方を問はず、一時投機橫流の時勢を造つた、其結果は生產品生產費は益々多きを加へる、生產費の高くなると共に內、國民に對しては其需要者を苦しめる外、海外貿易に對しては自然に其阻害を來たすは當然の事でありまする、而して其心理狀態は今申す如く手を懷にして一攫千金を夢みる、額に汗をして兀々と働く篤實勤勞の風習は殆ど地を拂はむとするのであります、私は過日煥發せられました大詔を拜して內閣諸公には定めし恐懼さるる人も少くはなかつたかと存じます、斯の如く此情勢が社會全體に及ぼして居るのみならず、今や是が國家の財政に影響を及ぼして來て居る、今回提案せられましたる豫算中には此物價騰貴に基く爲に多額の費用が計上された、我々は此內外緊要の時機に國防費までも包含を致して居りまする此歲計豫算にはどこまでも協贊を致したいと存じます、さりながら之を協贊いたすに付ては此豫算の實行は期さなければならぬ、然るに今日の情勢は今以て總ての諸物價は尙ほ騰貴の情勢を示して居る、此上尙ほ底止する所を知らない有樣であります、底止する所を知らない此情勢の下に茲に歲計豫算の審議を致す我々議員としては如何にして其職責を全うすることが出來ませうか、せめては此以上には物價騰貴は見ない略々程度が定めると云ふ一の見當を定めることは豫算審議の上に於て最も必要を感ずる所であります、此に於て私は政府に伺ひたい、政府は果して物價を調節すると云ふ誠意があるのであるか、若も眞に調節をなさると云ふ誠意がありまするならば唯口に頭に於て調節をする……何等かの方法を盡すと言はるることのみでは滿足は出來ませぬ、速に之を政策の上に現し、制度を樹立して而して一般國民にも安定を與へ我々も亦豫算を協贊いたすに付て締りのある途が附きたいと思ふ、但今日まで御施設になりましたことに付きましては是は甚だ不十分でありまするのみならず、論よりも實際に於て何等の効果がない、故に改めて適切にして有効なる施設、單に言葉の上ではなくして制度の上に於て……政權の上に於て御實行になりますか如何、是が第一……今一つは今日は勞働問題の解決が誠に目下緊要問題、此問題の解決をなすに付ては何れに致しても最低賃銀の途を立てますか、或は勞働保險の途を立つると致しましても、此勞働問題の解決をなすに先だつて所謂各人の生活費の基礎が定まらねばならぬ、生活費の基礎定まらざれば何等の制度の樹立は出來ないのであります、然るに此基礎ともなるべき米穀は或時は十一二圓、今日は六十圓前後、左樣に動搖の激しいことを基礎として、如何にして生活費の根據を見出すことが出來ませうか、故に少くも此食糧品の制度に付きましては略々一定の程度に限度が附くだけの根本政策の樹立がなくてはならぬと存じます、聞く所に據ればすでに經濟調査會等に於ても相當の成案のある趣、果して然らば斯樣なものは速に御提出にもなりまして、一般國民に對しても嚮ふ所を知らしめ、又勞働問題の解決及我々が此豫算を議定いたすに付きましても安心をして、協贊の出來る途をも御開きになることが至當のことではないかと存じます、次に今年の一月四日でありましたか、原總理大臣は年頭の辭として誠に神妙な言葉を御述べになつて居る趣に拜承いたします其中に奢侈贅澤の戒しむべきこと、投機思想の忌むべきこと、就中國民生活の必需品に付て暴利を得むが爲に賣惜買占等のことをする者は甚だ憂慮する、誠に御尤も、年頭の言として實に總理大臣としては結構なことを御述べになつたと存じます、總理大臣の御憂慮になりまする通りでありまするならば、茲に私は當局大臣に伺ひたい、當局大臣には國民生活の必需品に對して買占賣惜其他投機思惑等に依て暴利を貪つて居るやうなことはないと御認になつて居るのでありますか、將た總理大臣の憂慮さるる如く左樣な事跡があると致しますれば、いつまで取締令は鞘に藏つて居るのでありますか、何故に現行の制度、之を御勵行になりませぬか、甚だ歎息いたすは單り暴利取締令のみならず取引所法と云ひ、各種の

法令何れも皆不當なことは取締ると云ふ制度が立つて居ろに拘らず、何の御遠慮があるのでありますか何處に氣兼があるのかは存じませぬが、一體斯かる制度を御勵行にならないのはどう云ふ譯である、之を當局大臣に承りたい最後に國民生活に必要な場合外米の輸入取入は最も必要と存じます、聞く所に依りますと昨年中に餘程外國米の輸入買入があつた趣之に對して世上には甚しく時機を失して居つた、それが爲に單り國庫に對して甚しき不經濟な結果を來たしたのみならず、多額の國帑を消費したに拘らず實効がなかつた單り實効なかりしのみならず、却つて一般市場を攪亂した、是は肯綮を穿つた言葉ではないかも存じませぬが、宜く是等の疑惑を散ぜしめる爲に昨年中に輸入し買入れられたる外米の數量、其時機及其價格是等の顚末を一應御說明あらむことを希望いたします、私は以上四點に對して願はくは簡潔且つ明瞭なる御答辯あらむことを希望いたします。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 唯今仲小路君の御質問に對しまして簡單に御答を致します、此物價調節の問題極めて重大なる問題でありまして、而して又極めて複雜なる問題であります、政府の今日まで爲した所は徹底しない、効力がないものであると云ふ御非難でありますが、左樣には政府は思ひませぬ、併し是は各々見る所に依つて、强ひて爭ふ必要もないやうに考へます、大體に於て屢々私は世間に公表いたして居る如く、此の物價の問題は色々なる原因から今日の騰貴を來たして居るとは申すものの、最大原因は外國貿易であります、外國貿易は輸出超過いたして日本に利益が多いのであります、從つて經濟が膨脹すると云ふことは免れない、他の種々なる原因もありますが、最も大なる原因は此の外國貿易の關係であります、恐らく何人も否むことの出來ない事實であらうと思ひます、故に所謂根本的に物價を調節いたし、物價を下落せしめやうと云ふことであるならば、此源に遡つて外國貿易に制限を加へるの外あるまいと思ひます、併し是は國家の利害より打算して行くならば隨分日本は戰爭中、世界に向つて販路を擴張せられました之が爲に國力も非常なる增進をして居りますが、之を一朝にして挫折せしむるが如き急激なる手段を執りましたならば經濟界を攪亂いたし國家前途の爲に甚だ憂ふべき現象を生ずるではあろまいかと思ふのであります、故に私は斯樣なる急激なる大變動を來さざる範圍に於て出來得るだけ物價を調節いたしたいものと考へて種々苦心をし色々の施設を致して居るのであります故に是は御覽なさろ方に依つては其實効が見えないとも御批評あるでありませう、著しく効力を見せやうと思へば源に遡つて急激なる手段を執るより外なからうと思ひます是は國家の利害より打算して漸次其處置を執る外ないと考へて居るのであります、是は一般的の事柄であります、又部分的のことになりまするど中產階級の困難其他も仲小路君と御同感の點も多いのであります、之が爲に俸給に衣食する者は俸給を增加すると云ふやうなこと、色々なる手段を執つて居りますが、併しそれのみを以て是等の人を救濟することはむづかしいのでありますから、屢々是も公表いたして居りますが、公設市場を設け或は購買組合を設けさせるとか色々手段を執つて居ります、是は都會に向つての政策であります、唯今仲小路君……我々も同樣に憂へて居ることで中產階級なるものは一番どこに居るかと云ふと都會であります、都會に向つて第一に社會政策を施すと云ふことは目下の急に應ずる政策と考へますから、都會に向つて是等の處置を執つたのであります、公設市場等も漸次增加いたしまして益々今後に於ても增加いたす積りであります効力のことは色々議論する者もありますが、實際に於て効果があると私は考へて居ります、彼此の處置と云ふものは所謂中產階級の困難なる者を救濟するが爲の社會政策であります、糧食問題、住居の問題家屋の問題、皆是等を督勵いたし其處置を執らしめつゝあるのであります、是は先づ東京に於て施して居るのでありますが、又各地に、大阪に於ても其通り、各地の都會に及ぼす考であります、是は大體の一般的のことゝ離しまして、都會に向つては此社會政策を徹底的に致したいと考へて居るのであります決して我々は今日の狀態を放漫に致して置く意思は毛頭有つて居りませぬ、唯遺憾ながら御滿足を得るやうな効果を著しく見ないと云ふことは唯今申上げました如く急激なる處置を執つて根本に打擊を加へないからであります、是は國家の利害より打算いたして如何なるものであらうと考へるのであります、大體斯樣なることより割出しまして、多く中產階級の住んで居る都會に向つて社會政策を徹底的に施し一般的には急激なる變動を醸さぬ範圍に於てそれぞれ處置を致し、それが爲に關稅の關係も按排いたし色々施設があります、或は金利の關係を如何するとか、色々の事柄が綜合いたして効果を奏しはしまいかと思ふのであります、それから奢侈を誡め云々と云ふことは是は何人も異論のないことであります、又民間に於て殊に地方に於て近年大變に潤うて居ります、單り米價が高いと云ふことのみでない、現に生絲の如きは七八百圓を維持するは困難と申した、千三百圓を維持するは容易ならぬと申したのはつい一兩年前のことでありますが、今日は四千圓以上にも至つて居ると云ふ譯であります、從つて地方の者が潤うて居るに相違ないのであります、是等の爲には勢ひ人情奢侈に傾くことも免れず投機熱も從つて起るでありませう、故に爲に是等を誡める所の意見を發表いたしました、併し斯樣なる地方の段々資金の豐富になつて或は奢侈に流れ、或は投機熱に侵されると云ふやうなことは、單り唯訓令等……達も致して戒しめて居りますけれどもそれのみでは到底參るまいと云ふ考も實はあるのでありますから、是等の遊金を吸收いたして之を資本として、國家の有利なる事業に之を働かすやうに致したいと云ふことで各地に於て段々國庫證劵等を發行いたして是等色々の手段に依て吸收いたし、今議會には郵便貯金を、今迄は千圓を限りと致して居つたのを、今日の經濟狀態に於ては、唯今も申す所の地方の一般の情況から考へても一千圓の小額に止めて置きますことは、當を得ないと考へますから之を二千圓見當の考案を以て致したいと考へて居ります、斯樣なる色々の手段を以て、此遊金を吸收いたして、之を資本化する事に努めて居ります、是等色々なる目的を達しますれば、我々の希望するが如き結果を得るであらうと考へます、今日まだ其所までに達しませぬから、我々は色々なる手段を換へ、是で參らぬ時は之を施すと云ふ處置を執つて、漸次此目的を達するやうに致したいと考へて居ります、兎に角色々なる事柄に付ては、御非難等もありませうが、我々の誠意は決して之を放漫に致して置く積りではないのであります又甚しきに至つては、或は我々を非難する言葉の中には、農民を保護する爲に云々など云ふことを申しますが、途方もないことであります、我々は農民も保護しなければならぬことは無論のこと、農商工業て此間に差別なく保護致さなければならぬことでありますけれども、農の事柄を利益する爲に、商工を放任して置くと云ふことは、毛頭あるべからざることであります、色々御滿足を得かねることもありませうけれども、我々の誠意は茲に在ることゝ、御諒承を願ひたうございます。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君) 今仲小路君より御質問になりましたる、農商務のことに付て御答を致します第一に、此御演說の中に、暴利取締令、之を寶刀として藏めて、なぜ拔かないのかと云ふことでありましたが、此暴利令、收容令又外米管理令のことに付きましては、昨年の議會に於て、貴衆兩院に於て、度々說明を申した譯でありますが、唯私の此暴利令を寶刀のやうに藏めて容易に拔かない、實に是は寶刀である、銘刀である故に、屢々之を拔くやうな事があると遂には其權威を損ひ、俗に云ふ正宗の刀も餘り度々拔くと菜切庖丁と同じやうなものになる、斯う云ふ俗言もあるやうな事でありますが故に、實に是は重大なるものである故に重大なる時に於て之を拔くと云ふのであります、決して拔かない、唯鞘に藏めて棚に上げて置くと云ふ意味ではなかつたのでありますが、それが甚だ曖昧なる言葉であるとして世間に唄はれましたが、精神はそこであつたのであります、從ひまして此暴利取締令なるものは、必要を生じ又茲に暴利を取締つて、是は捨置けないと云ふ如きことが起きますれば、無論何時でも鞘を拂ふと云ふ決心で居るのでございます、唯此暴利令を布きまして、其間に如何なることを、前內閣に於て暴利令を用ゐたか、斯うやつて見まするど云ふと、其用ゐたるものゝ過半、九分九厘は總て此米の定期賣買に於て用ゐたのであります、此所に表がありますが、人名にして二十名有餘の買占に付き警告を與へ或は戒飭をしたものもありますが、それは如何なる者に用ゐたかと云ふと、殆ど此小麥粉の買占の忠告をしたと云ふ外は、定期であります、然かも其定期に於て現物は如何になるかと云ふと現物は常に三十七八圓、四十圓になる如き時に於て定期市場の相場は二十七八圓と云ふ如き差を生じて居るのでございます、其定期を爲す上に付て買占が宜しくないと云ふことを、數十名の買人に向つて、忠告若くは戒飭

を加へたのであります、併し是は餘ほど私は考へなければならぬ、元此現物を買つて、買占て容易に賣らない、又現物を持て賣惜をするが如きことは、是はどうも甚だ宜しくないことでありますが、此定期なるものは御承知の如く、三箇月經つて居りまして其三箇月先を、買つた賣つたと云ふことが起るのであります、即ち今日一箇月二箇月三箇月、斯う定期の賣買を致しまして、さうして之が其間に轉賣、買戻を自由に爲し得る法律になつて居るので、少しも差支ないのであります、然るのに其定期に依て現物より下になつて居るものを買ふ、又下になつて賣るものを賣る、品物の無いものも賣つて居ります、故に遂に三箇月後のものを賣つて、之が時が參りますと、自身に渡すべき品物が無い、渡すべき米が無い故に、自身には遂には賣つたものを渡し切らずして買戻す、其買戻す爲に常に賣つたものより品物を上げると云ふ結果になるのであります、論より證據でありまして其當時に於きましては先物が段々高くなると云ふよりも、現物の方の月が段々近寄つて參ります、一箇月二箇月三箇月と、自身に賣つて居る品物の、其受渡が近寄つて來ますと云ふと、其月のものが揚ると云ふのが當である、斯う云ふやうな風になりますから、之を取締ることになりますと、自然に品物の無いのを、それを定期に掛けて賣るのでありまする、斯の如き空相場を爲す者がある爲に、今度買戻の方で、さあ品物を受取る期限が來て、受取ると云ふ時分に、品物が無い、常に揚ることになるのであります、斯くの如きことを暴利と云ひますが或は賣つて大いに暴利をしやうとした者がある、又買つて、暴利を得やうとする者があるのでありますからして、之を唯買ふ故に暴利であると云ふことは餘ほど判斷を仕兼ねることであります、果して効力が甚だ乏しいことであります故に私は斯う云ふことに付ては成るたけ暴利令を用ゆることを愼んだ方か宜からうと云ふ方針を取つたに過ぎないのであります、然るに昨年に致りまして、今御述べになる如く物價の暴騰は各方面に於いて起つたのであります、單り米のみならず、砂糖に起り綿糸に付き、生絲に付き、各方面に於いて起つたのであります、此の問に付いては隨分割合に於いて、激しい騰貴をした物もあります、例へば綿糸の如き、綿布の如き物はさうであります、それ故に農商務省に於きましては、常に此の事に付て注意を致しまして、屢々東京大阪などに人を派しまして、さうして實況を調べたのであります、其の間に就いて成るほど高い物がありますが、さて誰が砂糖を買占めて居るか、誰が綿糸を買占めて居るか、誰が綿布を澤山持つて、價を待つて賣らなくして居るかと云ふことを、やつて見ますと云ふと、之は暴利令として、之を取締るべきものであると云ふ如き、其現物を以て買占めて居ると云ふものを、調の中では見出し得ないであります、私はいつでも之に合格すべき者があれば、取締ると云ふことを各新聞にも公言してやつたのでありますが定期に於ては何人が買つて居る、賣つて居ると云ふことは、三品取引所に於て、又米の取引所に於て、株式取引所に於て、盛に定期の賣買をして居りますが、さて現物はどうかと云ふと、今申したやうな、有樣である、又他よりもどの品物に於て買占が起つて、茲には暴利を貪るが爲に、賣惜んで居る者があるぞと云ふことに付て、又現物に於て、どこからも其密告も無ければ、訴も無いのであります、只時々參りますのは米穀の取引に於て、又綿絲の定期に於てあるのである、之は今誰が買占て居る、誰が賣つて居ると云ふやうなことは屢々密告を受けます、報告も得ますが、今申す如く、それは定期の賣買でありまして、現物を以て斯うすると云ふことに付ては無いので、さう云ふやうな事であります故に、此暴利令を實行すると云ふことに付て、此鞘を拔かず今日まで居る譯である、決して之を用ゐないと云ふ譯でないのでありますからして之は重ねて申上げて置きます、又收用令の方は、昨年の議會に於て、之はなか／＼戰後に於ての經濟上に波動があつて、如何なることが出來するか知れぬから、收用令はどうか存在して置きたい、衆議院に於て、なか／＼難問もありましたが、辛じて事後承諾を得ましたので、而して御當院に參りまして案を出しまして、さうして委員に之を付託されましたが、之は不幸にして其儘可決に至らず、流會となつて、遂に法律の効力を失ふの已むを得ぬに至つたのであります、其當時に於きましても、貴樣は前に職めて居る故に、必要が無いじやないかと云ふことを、御當院の阪谷男爵と記憶して居りますが、御質問があつたくらゐである、決して左樣でありませぬ、是は必要であります、今はありませぬが、いつ來るか知れませぬ故に、是は常にそれだけの權利を有つて居りたいと云ふことを以て、說明したやうなことでありますが、不幸にして今申しましたやうなことに立至つたので、決して法律がありながら、それを用ゐないと云ふ如き、亂暴なことは決してする精神ではないのでありますからして、其事は誤解の無いやうにどうぞ願ひます、さて外米のことの御質問でありまして、是は數字を示せと云ふことでありますが、昨年十一月より翌年の十月までを一期として始終調べて居りますが、其昨年の……一昨年になりますが、一昨年の十一月に於て六十一萬、十二月に四十八萬、一月に七十萬、二月に五十四萬、三月に五十八萬、四月に五十七萬五月に三十八萬、六月に十九萬、七月に二十三萬、八月に四十九萬、九月に四十一萬、十月に十萬石、合計に於て五百四十二萬餘の石數を、外國より輸入いたしましたそれで此五百四十二萬餘石の中で商人の手に於て、自然に這入りましたる數が、之が四百三十萬石になります、政府の手に於て、買入若しくは補償金の仕拂と云ふのに於て入れましたものが、百十六萬石になつて居ります、斯くの如く政府が百十六萬石と云ふものを入れましたのでありますが、之に付きましては、議會に於ても屢々說明しまする如く、先づ成るたけ商人の手に委ねて外米を入れる方針を執つて居ります、而して商人の手に相場が出合はない、算盤が合はずに商人が止めると云ふ時期が若し起りますれば、其時に於ては政府に於て自ら此外米管理令に依つて買入れるのであります、成るたけ商人の手で自然に這入るならば其方に委ねて置く、いかぬと云ふときには政府が買入れると云ふことに致します、決して數量に於て不足をなすやうなことは斷じて致しませぬ、是は八月九月端境期が大切でありまする故に、其の端境期に於て若し米の不足を生じて、さうして來るやうなことがあると遂には先年の如き騷動が起つて實に容易ならぬことになります、故に此端境期に於ては何としても米の充實を計ることに致しますと云ふことに申述べて置いたのであります、丁度今の相場を以て申しまする如く一昨年十一月から四月の月に至る迄は月々に五十萬七十萬、六十萬と云ふ如き大數の米が月々這入つて來たのです、併し五月の時分に至りましては段々外國の方の相場が高くなりまして商賣人の手で這入らなくなります、それ故に五月の末より政府は是はもう政府の力で入れるより外に仕方ないのです、幸此管理令に依りて政府が買入れることにしました、六月の月より手を著けまして、さうして百十何萬と云ふものは、六月、七月、此八月に亘りまして政府が買入れました、而して端境期の八月九月と云ふ……其七月の末と記憶して居りますが、世の中に向つて米は政府は百二十萬ほど持つて居る、さうして米は十分でありますから、物資の供給に於ては如何なることをしても不自由はさせませぬと云ふことを斯う云ふことを世の中に公言したのでありましてそれと同時に十月端境期が濟んでさうして調べますと云ふと果して此次の期に端境期の時に於て新米の移り渡りの十一月の初に於て四百十八萬と云ふ殘米を以て此次の期を迎へることに相成つた次第であります、又全體の物價が騰貴して居ると云ふことに付きましては、是は米獨りでありませずに、御承知の如く非常なる騰貴になつて居りまして、此事に於ては政府に於ても十分なる心配をなして居るのでありまして既に總理大臣より全體に付ては御答辯になりましたからして私は控へまして唯所管の點に付て御答を致します。

○議長（公爵德川家達君） 是にて諸君の御異存がなければ本日の議事を止めたいと考へます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔仲小路廉君發言を求む〕

○議長（公爵德川家達君） 仲小路君は明日に御讓りになつては如何でありります

○仲小路廉君 此際申して置きたいと思ひます、丁度時間が切迫して居りまして唯今兩大臣の御答辯を得ましたけれども、私は之に甚だ滿足を致しませぬ更に再質問を致したいと思ひます、此儘御繼續になりまして此次の開會の時私に御許を願ひます。

○議長（公爵德川家達君） 勿論其積りで居ります、明日は午前十時より開會を致します、本日は是で散會。

午後一時四分散會

○大正九年一月二十四日（土曜日）

午前十時五分開議

議事日程　第四號

第一　公爵毛利元昭君、公爵德大寺公弘君、公爵島津忠重君、公爵大山柏君、侯爵德川

岡順君、侯爵小松輝久君、伯爵堀田正恒君、子爵松平康民君、子爵五條爲功君、內田嘉吉君、男爵本多政以君、兒玉利國君、相馬哲平君、平井六右衛門君、土田萬助君請暇の件

第二　平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案（政府提出）　第一讀會

第三　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○議長（公爵德川家達君）　是より諸般の報告を致させます。

〔長谷川書記官朗讀〕

昨二十三日常任委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

懲罰委員會

委員長　伯爵廣澤金次郎君

副委員長　松室致君

同日第一艦隊司令長官より左の謝電を受領せり

貴族院の鄭重なる議に對し麾下一同を代表し深厚なる謝意を表す

右可然御披露を乞ふ

同日吳鎭守府司令長官より左の謝電を受領せり

二十二日陸海軍に對しなされたる貴院の決議に對し麾下一同を代表して感謝の意を表し尙益奮勵至誠奉公の實を擧け以て國民の與望に副はむことを期す

右可然御披露を乞ふ

同日舞鶴鎭守府司令長官より左の謝電を受領せり

平和克復に際し貴族院決議を以て鄭重なる謝辭を辱ふし感激の至に堪へす茲に麾下一同を代表し謹て謝意を表す

同日第三艦隊司令長官より左の謝電を受領せり

貴族院の鄭重なる決議に對し麾下一同を代表し深厚なる謝意を表す尙益感勵與望に副はむことを期す

右可然御披露を乞ふ

同日橫須賀鎭守府司令長官より左の謝電を受領せり

昨二十二日陸海軍に對し感謝の意を議決せられ其の旨海軍大臣より傳達せらる本職は茲に麾下一同を代表し貴院の決議に對し深厚なる敬謝の意を表す

○議長（公爵德川家達君）　是より本日の會議を開きます、仲小路廉君。

〔仲小路廉君演壇に登る〕

○仲小路廉君　多數の質問者も御出になることでありまするから、成るべく簡單に質問は終へたい積りであります、昨日本員の質問に對しまして總理大臣より御答辯を得たのであります、甚だ遺憾に存じまするが實は總理大臣より屢々御答辯に預つたのでありまするが甚だ其要領を得るに苦しんだのであります、總理大臣は多くの場合に事も無げに言ひ做されて總ての事柄を冷殺に付し去らむとせらるゝ模樣に見受けるのであります、生活問題、殊に物價問題は國民の利害休戚に關する重大な問題であります、願はくば總理大臣に於かれましても成るべく正々堂々たる態度に依つて、熱誠を披瀝せられて、共に國家國民の爲に最善の途を盡さるゝことを講ぜられることと、今日の場合最も肝要ではないかと存ずるのであります、私共が質問を致す趣意も全くそこに在るのでありまして、何とか此場合適切な方法を樹立せられまして、茲に國民の生活に付て安定を期したいと云ふ考の外にはないのでありまする、然るに昨日御答辯の趣旨に依りますれば、總理大臣の御趣意は斯う云ふことに承つたのであります、强て物價の調節を試みむとすれば海外貿易に對して制限を加へなければならぬ、又餘りに急激なる途に依ることは却つて不景氣を招來する虞がある、斯樣な趣に承つたのであります、海外貿易の益々發展せむことは誰しも希望いたして居ります、又徒らに不景氣を招きまする事は誰しも皆之を憂へるのであります、殊に海外貿易の發展振作に付きましては、戰後の今日に於て國策上極めて重要なことであると存じます、各國共に皆戰後の復興再現の道として、何れも海外貿易の發展振作に心を用ひて各種の對策を講じ、組織的に其發展を期して居るのでありまする、併ながらそれと同時に又內國民に對しては、それ〳〵適切なる施設方法を講じて、以て生活上の安定を期して居りますること、各國皆其通りであります、總理大臣は常に世界の大勢に順應すると仰せになる、物價の昂騰に基くことも世界の大勢でありませうが、それと同時に此暴騰、昂騰を抑止する爲に、各國共に皆國內に對しては、それ〳〵國民の安定を與へる途に付て、各種の方策を講じて居る、大勢に順應をして物價騰貴に基ける其餘波を蒙むる我國ならば、又內國民の安定を期する爲に適切なる調節方法を講ずることと、是亦世界の大勢に順應する途ではないかと思ふ、各國共に外は貿易の發展を期する爲めに、或は「トラスト」と云ひ「カルテル」種々の途を講じて居りながら又內に對しては之に對して少からず制限を加へ、或は之を禁じ、內外兩方面に對して各々異なれる途を執て居るのであります、然るに重要な時機に際して、今回の豫算其他の狀況に依つて見まするに、積極的に我が產業を振作し海外貿易を發展せしむる點に付ての施設經營は殆ど見るべきものがない、而して內又國民の生活上の安定を與へる途に付ても何等の施設計畫がない、之を憂ひて何等かの途を立てねばならぬのでありませぬかと申せば、急激なことをすれば不景氣が來る、是は甚だ了解に苦しむのであります、固より不景氣は招きたくはない、さりながら根柢のない實質の伴はずして、唯輕佻浮薄なる景氣を喜んで居れば何時の時にか之に對して大なる反動が來る、此反動は恐るべきものがありまする、故に堅實なる產業上の基礎、堅實なる海外貿易の發展を期するに付ては、固より盡さねばならぬさりながら根柢のない浮薄なる景氣に付きましては多少の影響を與へること、是れ誠に已むを得ぬことと存じます、若も之を恐れたならば何等の施設經營は行はれなくなる、昨日私の質問いたした趣意は今日社會各方面に於て不安、人心甚しく動搖いたして居る今日、況や御提案になりました豫算の審議を致すに付きましても、せめて是れ以上に物價の騰貴は來さないと云ふだけの筋道が立たんでは、何として此豫算の實行を期することが出來まするか、勞働問題の解決、各種社會問題の解決に付ても、先立つものは生活費が大切であります、其生活費の基礎ともなるべき食糧品、或時には十一二圓、或時には六十圓前後、暴騰暴落共に社會に不安を來たし動搖を來たす故に、聞く所に依れば已に財政調査會に於ても其根本に對して適切なる制度を立つるが爲に相當の成案もあつたと云ふ、若し又まだ其成案が成立つて居らないものならば、速に之を督促せられまして此時機に於て成るべく根本的に安定を與へる制度を御立てになつて宜しいではないか、之を御立てになる考が有りますか無いかと云ふことを承りたい、然るに此重要なる點に付ては、何等觸るる所なくして、强ひてやれば不景氣になると云ふ其意味から申さば此後何等のこともなさぬと云ふ御考であるのでありますか、又昨日の[illegible]になりまする[illegible]、困る者、中產階級の困る者に社會の[illegible]の人[illegible]、其反面には社會多數の關係ではないと云ふ[illegible]を含まれて居るかの如く承知する、それならば[illegible]つて[illegible]理大臣の御覽になる如くに、都會一部の人士ではござりませぬ、各地方を通じ農村を通じて、多數中產階級は、皆此物價不安の爲に、甚しく不安[illegible]に居るのであります、然るに之に對して社會政策の途に依つて云々、其言はるゝ御趣意は所謂購買組合、特設市場借家のこと、運賃輕減、此四箇條のことを意味されたものであるかと思ふ、若しも之を指して社會政策と仰せになるならば、言葉が大き過ぎる、昨年の十月以前、實に社會の狀態に付て、視るに忍びずして貴族院有志の諸公、政府に對して言を進めたのであります、それ以來必ず適切の御施設があることと、鶴首相待つて居つたに拘らず、施設されたものは僅に唯今申す四箇條、是で果して滿足が出來るものでござりませうか、滿足するしないに拘はらず、世上の情勢は益々之に反するあり、不安の狀態日一日濃厚を來して居る、嘗て進言を來した貴族院有志の人々としては、之に安んずることの出來ないことは當然であります、故に議會の閉會を待つて、何とか之に政府御包藏になつて居る御意見を承り、せめて此議會中に於て、現實に政策上實行さるると云ふ御趣意を承りたいと希望致して居つたのであります、然るに事は全く其點に觸れずして、實に利害休戚の大なる其問題を、唯事もなげに冷殺し去らんとすることに付きましては、甚だ總理大臣の御言葉に對して滿足を致さない、是は單り本員のみならず、其感を同じうするもの、同僚の中にも尠くはないのであります、冀くは總理大臣に於かれまして、此我が內外の情勢に對して、篤と御考慮の上、貴族院も亦豫算の審議に付きましても、其實行の確實なることを期するが爲に、一面物價の暴騰を抑止し得るだけの、其根柢を付けたいと存ずるのであります、私は改めて御尋を致す、總理大臣に於かれましては、茲に何とか適切な方法單に言葉の上ではなくして、此議會會期中にも相當の提案をして、必ず落著く途を付けると云ふ御考であるか否やと云ふことを、簡單に承りたいのであります、續いて農商務大臣よりも昨日御答辯を拜したのであります、是亦甚だ遺憾に存ず

る、農商務大臣の御答辯になりました前半は、取引市場の定期賣買、限月賣買、先物賣買に付ての御講釋を承りました、それは一部の商人に於ては、常に斯様なことを申述ぶる、之に依つて投機、思惑に亘ること已むを得ぬと云ふ口實に致して居る、併ながら同じ商人中にも正業として、正當な商業を致して居る者は、矢張り其弊害を嘆息いたして居る、然るに其一部商人の言に依つて、農商務大臣が御就任の最初に考へられたのが、茲に一切の事柄を自由放任にして置けば、其結果は必ず物價は騰貴をしないものだと、御考になつて居るのではないかと思ふ、是も一通りの御意見であります、之に依つて農商務大臣の御採りになつた御方策は、明に窺ふことが出來るのであります、萬事を自由放任成行任かせ、此政見に依つて、取締令も、收用令も、外米管理令も、所謂之を箱に藏めて使はない兎も角も首尾は一貫致して居る、其結果として、關稅を撤廢して外米の輸入は商人の手に任せる、政府は之に對して何等の取計をしない、自由放任の政策を採り、商人の手に依つて萬事を解決すると云ふ御方針ならば、首尾一貫を致して居ります、然るに其結果はどうであつたか是が全く平常無事の時であつて、我が國內だけが一普食糧の不足を告げて居る時ならば、關稅撤廢と其他の途に依つて、商人の手に依つて物資の輸入は叶ふたのでありませう、然るに此世界的大變亂の時、各國共に何れも皆食糧品其他の必需品に向つて、尠からぬ困苦缺乏を極めむとして居る其際に、之を自由放任成行任せの政策に依つて、目的を達し得ると御考になる、是は誤つて居りはしなかつたか、全く見込が違ひはしなかつたか、其の點を憂ひたのである、故に一昨年十月の時にも、私は此非常の際に於ては、成るべく外米は多量に輸入して置く計畫が必要であると云ふことを、再々申述べて、現に昨年一月の議會に於て當議場に、速に外米を取入れ國民の安定を與へられむことを切望したのであります、然るに依然として自由放任商人任せに依つて、何等かのことが出來ると思召になつたことは、全く事は志と違つて、外國米は漸次輸出の禁止となり、戰亂後が募り各國に於て、食糧品の必要を感ずると共に、我が國內には商人の手のみに依つては、外米の輸入に出來なくなつた、即ち昨日御示の如く、五月に至つて、政府は已むを得ずして、商人の手任せては致し方がない、茲に國庫より大枚の金額を支出して、百二十萬石足らずの外米を輸入された、此時に至つて、一旦箱に藏められた外米管理令は復活を致して嘗て自由放任商人の手任せと考へられた政策は、茲に一變をして、政府自ら國庫の金額に依つて、已が手に依つて外米を輸入しなければならない狀況に立至つた、其結果は、空しく時機を失して、意外に多額なる國庫の費用、加之其結果は、直接需要者に向つて、何等の影響を持たなかつた、のみならず昨年十月十四日には、政府自ら買入れたる其外米を賣出さむとするや、其拂下代價の爲に、市場は却つて爆發相場を來たして、益々不安の狀態に引入れしめた茲に至つて私は實に農商務大臣の苦衷には御同情を致す、事は全く志と違つて、思ひも依らぬ結果が出て來て、遂に此內閣に於て始めて立てられた外米代用制度なるものも、洵に無慘のことに依つて、遂に之を廢止せらるるの已むを得ぬ事になつた、是は全く當初に執られた自由放任の政策、放縱の政策が誤つて居つたと云ふ事を、明瞭に象徴されるのであります、果して然らば此非を顧みて、茲に改めて適切なる途を御採りになるが然るべきではありませぬか然るに爾來何の採らるる所もなくして、質問を致せば唯々前の事を繰返され、而かも市場の常として已むを得ないことであるかの如きことを仰せになる、甚だ遺憾なことでありまするが、實に定見は無く、一定の方策もなかつたと申しても、決して誣言では無からうかと思ふ、殊に昨日は收用令の顚末に付きまして、政府としては收用令の必要を認めて承認を求めたものである、然るに貴族院に於ては阪谷男爵よりも種々の意見が出た、又貴族院は遂に之に承認を與へずして、議會は閉會をしたと云ふことを、左も遺憾の如く仰せになられましたが、是は私は思ふに若しも當時當局大臣たる農商務大臣、眞に國家民生の爲に收用令は已むを得ざるものであるとして、熱心に御主張になりましたならば、蓋し貴族院の多くの人々も、此國民の利害休戚に關する制度、而かも衆議院を通過いたして來た其案をむざ／＼之に承認を與へられない態度にも出なかつたと思ふ、又阪谷男爵にしても其通り、それを農商務大臣御自身が收用令を初め其他のものを、之を寶刀として箱に藏めて、一切使用せぬと云ふことを、自ら御發言になりまする其結果として、使はない法令、其制度に對して事後承認を求むると云ふことは、どう云ふことか、一切使はないものならば、廢して宜しからう、此意見の出るのは論理の當然であります、故に斯様なことを貴族院に轉嫁さるるよりも、寧ろ斯かる結果を惹起したのは全く之を維持し、之を主張する熱誠の足らなかつたことと、當時農商務大臣御自身に於かれて斯かる制度の必要はないと云ふ御考を現に言動に現はされて居つたのではないか、私が斯かる點にまで論及いたしますは他意ではない、此世上に於ける物價の狀況、昂騰の狀況は、實質より一種の人氣作用、心理作用が重大なる關係を有つことは明であります、現に物價問題に付て世論を興起し、帝國議會が開かれて何等のことか制度は立ちはせぬかと云ふ情勢が見える、市場は自然と其影響を受けて却て暴騰の狀況が抑止されて來る、咽喉之を過ぐれば又再び昂る、是が即ち物價の高低は、實質其ものの關係が勿論であります、それ以外に人氣の作用、心理狀態此及ぼす影響は決して淺からぬのであります、故に私は政府の當路者御自身、或は自由放任の政策を執り、一切成行に任せまする、暴利を貪る者も致し方がないと云ふやうな擧動を御執りになる結果が、自然或る一種の人氣作用を惹起して、遂に意外なる暴騰、激騰を惹起するやうなことになる、それが爲に各個人としては尠からぬ迷惑を受け、延いては國家に大害を貽すのであります、私は此際に農商務大臣にも御伺ひしたい、此狀態を見て此儘に打棄てになるのでありますか、將た之に對して何とか適切な處置を御執りになるか、此點を簡單に御答辯あらむことを希望いたします。

「國務大臣原敬君演壇に登る」

○國務大臣(原敬君)　唯今仲小路君の御質問に御答いたしますが、尤も御質問中に御議論のやうに承る點もあり、御意見のやうに拜承した事柄もありますが、其の御議論御意見等に付ては別に茲に申上げる必要は認めないのであります、唯其中純然たる御質問であつたと解釋する點を御考へ申上げます、如何にも政府は何等の處置も執らず怠慢であるやうに仰せられましたけれども、此事たる昨日も申した如く極めて重大なる問題であると同時に、極めて複雜なる問題であるのであります、故に机上の議論を以て人爲的に容易に左右し得らるゝ問題でないと解釋して居るのであります、併ながら其原因に遡つて最大の原因は何より來つて居るかと申せば、昨日も說明いたした如く外國貿易より來つて居ることは蓋し否むべからざる事實であります、既に外國貿易の關係よりして日本の經濟の膨脹を來たし、物價の騰貴を來たしたることが原因なりとすれば、此原因に遡つて根本的の治療を致すのには、昨日も申した如く外國貿易の制限をするより外ないのであります、而して外國貿易に制限を俄に加へますれば、茲に經濟界の攪亂を忽ち來たす虞があるのであります、故に外國貿易に制限を加へるとしても、極めて徐々に非常なる變動を俄に起さす範圍に於てゞなければ施されぬのであります、故に私は成るべく左様に經濟界を攪亂いたして、俄なる變動を釀さないやうに、其範圍に於て相當なる處置を執りたいと思ひまして、昨年來いろ／＼の手段を講じて居るのであります、俄に効果の見えないのは不滿足でございませうけれども、此事柄自體が左様に俄には參らぬのであります決して責任を免れる爲に申すのではありませぬけれども、漸次に相當なる處置を講ずるより外ないと大體私は考へて居るのであります、又此物價騰貴に關して今少しく詳く申せば、物價騰貴に付て六千萬の人民が困難を致して居ると云ふことは屢々承るけれども、之に向つて相當の處置を執らうとすれば、詳く其狀態を調べなければなりませぬ、極めて其狀態を審に致さぬければ出來ないのであります、而して其狀態を見まするのに、六千萬の人民が悉く物價騰貴の爲に困難を致して居ると云ふのは餘りに概括の議論であります、第一に都會と地方とは生活の狀態が違ひます、故に大別して都會同樣に地方があるとは見られませぬ、同時に地方同樣に都會があるとは見えぬのであります、是は各々狀態を異にして居る現に地方にあつては、大體を申せば富の程度が增して非常なる力が附いて居る、それが爲に購買力が增し、いろ／＼の弊害も伴つて居る程に、富が向上して居るのであります、都會も亦膨脹して居るには相違ありませぬけれども、都會には中產階級の者が多數住居して居ります、地方にも居らぬではありませぬ、大別して見ますれば、中產階級の困難して居ると云ふものは都會に多く居るのであります、是は實際も否定すべからざる事實と私は思ふ、役人に致しましても、聊の一定の收入に依つて生活いたす者も無論都會に多いのであります、都會も亦大別すれば

大都會と小都會とは違ひます、東京大阪でも違ひます、其の他の六大都市と申しても一樣ではない、況や他の小都會に至つては尙更異なる、故に均く物價の點に於て考へて相當なる所置を執ると致しましても、一般的に及ぼす事柄と、是等地方の特別なる狀態に適用する政策と、別々に考へなければならぬのであります、現に米價騰貴で困難と申しますけれども、農民は米價騰貴で少しも困難いたさない、解り切つた事實である、其他の物件に至つてはどうか購買力を增して、農民の副業の如き、生絲が昨日も申しました四千圓以上にも騰つて居る時は、副業の收入に依つて農民は極めて富んで居るのであります、決して物價を高いからと申して、之を購買するの困難を生じないのみならず、今日實際のことを申せば高きほど物が賣れると云ふ狀態である、斯樣な程度にあるものが多い、然らば都會地方に於てはどうであるか、同樣に幾ら物價騰貴を致しましても、更に困難を感じない者も多數居りませうけれども、併し多くの都會に於ては左樣ではない、農民は米が、高ければ喜びませうけれども、都會に住む者は、米が高ければ非常に困難をする、其他の物價の關係も之に依つて推理することが出來やうと思ふ、斯樣な狀態でありますから、一般的に施設をすることゝ、各部各部に施設することゝは、自から異ならざるを得ぬと私は考へて居る、故に一般的のことゝ考へた點に於ては、唯今申した如く、輸出入の關係に非常なる變動を及ぼして、經濟界を攪亂いたすやうなことは致されませぬけれども、併し輸出の品物に依り輸入の品物に依り、相當の處置を執ることが適當なことゝ考へて、關稅に多少の手加減を致したと云ふことは、御承知の通りである、或物は輸入稅を免除し、或物は輸出を制限いたしたと云ふことは、茲に列擧せずとも、御承知のことゝ思ふ、是等は皆一般に及びます、又富の程度が增加いたして、地方人民の懷合の宜しいと云ふ所から生ずる所の弊害は、唯今申した如く、購買力の非常に增加したと云ふことが、即ち弊害を生ずる本でもありまするが、尙ほ加へて奢侈の風を生じ、又投機熱も從つて起つて居るのであります、之に付ては政府は、左樣に餘裕のある所の、所謂遊金を濫費させぬやうに、之を資本化いたしたいと考へて、國庫債券其他に依つて吸收を計り、郵便貯金を獎勵して吸收を計り致して居る、郵便貯金の如き、御承知の通り每月一千萬圓以上の增加を來して居るのであります、是は甚だ喜ぶべきことゝ考へて居る、之に加ふるに、今回の議會に提案いたす所の預金の制限を一千圓を二千圓とすることに致しましたら、此の點は便利を得ることゝ考へます、兎に角一面に郵便貯金がずん／＼と殖える、國庫證券を賣出しましても、盛んに賣れ行くのでありますから、成るべく斯樣なる手段に依つて、此遊金を吸收いたして、地方人民に濫費させぬやうな方法を執りたいと思うて、既に昨年來屢々之を試み、漸次其目的に進みつゝあるのであります、又奢侈の弊を止める、是は實は甚だ困難なことであります、併ながら是も成るべく政府の力の及ぶ限りに於ては奢侈を止めたいと考へまして、地方官其他に訓令を致して、相當の途を執つて居る、投機等に付ても其通り、昨年農商務大藏內務等の訓令を出し、之に對して大に戒めて居る、又日本銀行に於ても、左樣な不確かなるものには、所謂泡沫會社のやうなものに貸出しを手控へたら宜からうと云ふことを注意をして、是が爲に多少の警戒を加へて居る、此樣に段々其政策を執つて居るのであります、是等は皆一般的のことを申した．そんなら各別地方的にはどうする是は昨日申した社會政策を以て、社會政策は何れの方面に適用しても差支ないのであります、又是は物價が高からうが安からうが、適用して差支ない、併ながら適切に有効ならしめやうと思へば、先づ一番必要を感ずる所に行ふが第一著でなければならぬと思ふ、そこで之を東京に試みて居るのであります、公設市場を增加いたし、遠からず百箇所くらゐ市內に增加いたすことゝ思ふ、是は確に他のものよりは一二割安く、最も是は總て日用品に付て申します、一二割は少くとも安い、是が爲に附近の小商人か、色々騷ぎを致したと云ふことは、新聞でも御承知でありませうが、是等の利害も考へてやらなければなりませぬけれども、併ながらそれ等の多少の苦情を申すが如き程に、効力を見なければ何にもならぬ、故に彼等の利害も考へてやらなければなりませぬけれども、併し是あるが爲に公設市場等を見合はす譯には行かぬ、又購買組合、之も少給……僅の收入に衣食して居る者には極めて有益なりと私は考へて居る、是等も段々獎勵いたして、安いものを需要し得るやうな途を講じ、又運賃、是は先達ては、運賃も無賃、然らずとも是は三割位の減額をして居る、又住宅の闕乏、是も御承知の通り非常なる闕乏で、家賃も高く、如何にも中產階級の者が困難いたすであらうと考へますから、是も獎勵いたしてやらせて居る、是等に付ては、金がなくては出來ませぬから、低利資金を融通して、有る限り融通して其施設をやる、漸次に整頓も致しませうし、効果も段々擧がるでありませう、併し今日の程度で尙ほ足らずとしますれば、更に進んで徹底するまでやる積りであります、先づ東京に於て斯の如く、大阪は案外此社會政策のことは進んでも居りませうけれども、遂に大阪にも相當にある、其他の大都市にも、やり方は違ひます、方法も各別に色々違ひますけれども、兎に角此手段を以て、六大都市を初めとして、他の所に及ぼさうと考へて居るのであります、是等は皆其大體を見まして、それを調査して、何れの所には如何なる方法が宜しいかと云ふことを、段々考究して、其處置を執つて居ると云ふことの實例を申したのであります、左樣御承知願ひたいのであります、又官吏の如き、固より財政上に、際限なく官吏の俸給を增すと云ふことは出來ませぬけれども、併し何とか出來るだけの範圍に於て、どうか致したいと考へて、今日の豫算にも計上して居るのであります、是も上の方の者には我慢いたすが宜しいと考へ、七千五百圓以上の年俸以上の者は少しも增加いたしませぬが其以下は段々增加いたして、最下級の者に至りますれば、十割以上も增して居ると云ふ譯で、此上にも增加いたして參つて居りますけれども、左樣に國家は無制限に增加することを許さぬのであります、斯う云ふやうに著々政府はやつて居る積りでありますが、奈何せむ此問題は重大であると同時に複雜でありますから、さう俄に容易く僅か數月の間に著しき變化を見ることは出來ないのであります、尤も著しき變化を見ることは絕對に方法がないことではありませぬが、それは外國貿易を制限して直ちに不景氣を招來する覺悟をすれば出來ないことはありませぬ、是は國家の爲に忍ぶべからざることと思ひますからそれを避けて致せば漸次に進むの外はないのであります、次に此議會に何か適當なる方法を出すか出さぬかと云ふことでありますが、此議會の會期を待つまでもありませぬ、昨年中にも其前に於ても有効なることを政府は望んで居りましたけれども、左樣に段に參らぬのであります、又色々議論がありましたけれども、[illegible]に是も何んも斯くすれば[illegible]ると云ふことを申した者もないのであります、併し政府は人が何と申さうが責任上力のあらむ限りはと全力を傾注いたして居ります、決して之を等閑に付して居るのではありませぬ、又等閑に付すべき理由もなければ何の必要もない、物價を放任いたして政府は何の利益がある、之が爲に他より屢々非難攻擊を受けて居る、何を苦んで放任して居る、決して放任して居るのではありませぬ此事情は詳く申せば際限がありませぬから御諒承を希望いたします、又御話の中に糧食問題に付て速に方法を立てるが宜しい、調査會にも何か成案があるらしいと云ふことでありますが、是は甚だ枝の問題に立入りますが、一應御了解を得る爲に申して置きます、昨年當議場に於ても說明いたしたこともあります、米價を云々いたしまして唯價を下げやうと考へた所で目的は達しまいと私は思ひます、其物を豐富に致さなければならぬ、物の價と云ふものは机上の議論を以て直ちに下げやうと人爲的に致した所で失敗を釀すものである、失敗の歷史もあるので漸次に是は其方法を盡して著々手を盡さなければならぬのでありますが、それには米の問題ならば米を豐富に致すより外は仕方がない、米の分量が潤澤になつて而して價の問題に至るのであります、米を豐富にせずして價のみを爭ふと云ふことは根本の間違ひだと私は思ふ、故に昨年、今から申せば一昨年でありますが、穀物の輸入稅を免除いたして段々這入つて居る、其時にも屢々申して居る、政府は外國より米を仰げば宜いと云ふことを方々で承りました、政府も其考でありましたが、併し左樣な聲を立てると云ふことは直ちに生產地に影響を及ぼすと云ふことを吳々も諸方に申しましたが、不幸にして其聲も高まつて日本に於て米を需要すると云ふ聲が高まつて、同時に各國に於て戰爭中麥のみの需要では足りませぬから米を需要することが多くなつたのであります、麥に加へるに米を以てする、日本に於ても米に加へるに麥を以てしたら宜からうと云ふことを私は申したのでありますが是は餘談でありますが、左樣に外國に於て米を需要するやうになつて從つて價を高めた、是も一つの原因、其他收穫の十分ならざる所も無論ありました、彼れ是れの事情に依つて最初は輸入稅を免除した爲

に商人の手に依つてずん〳〵這入つて來ましたのでありますけれども、段々此値段が高まつて來た、或は地方に於ては輸出を禁止いたした結果もありませうが色々なることに依つて昨年四五月頃から掛けて外國の方は非常に高いのである、米の値段は支那を除けば日本が世界中一番廉いのである、逆も外國の高い米を日本の時價で買ひもする賣りもすると云ふことは商人の力では出來なくなりましたから、政府は米を潤澤にする爲に責任上米の輸入を計つたのであります、之が爲に非常に國家の損耗も釀しましたけれども如何にも已を得ぬ、是で米は昨年はどうか凌げましたが、所で昨年末の收穫は珍き豊作でありましたが、尙ほ米が必要であるかと思ふ點もあり、色々の點に付ては攻究いたして居りますが、何れも是は端境期に關係する問題でありまして、今日に於て俄に狼狽すべき問題とは考へませぬが、兎に角左樣な狀態で米の方に付ては差支なく凌げましたが、價は他の諸物價と伴ふものでありますから、或は少し安くなつたり又高くなつたりして今日の價を維持して居ると云ふ有樣であります、是は漸次低落して行くことを政府に希望するものであります、先づ左樣な有樣であります、而して此問題に於て財政經濟調査會に於ても案が出來たさうだから實行したらどうか、と云ふことでありますが、昨年秋財政經濟調査會を設けまして是等を根本的に定めたい、或時は米價は下落して大騷をし或時は騰貴を致して大騷を致し、凶作の時は無論でありますが、凶作ならずとも外國米を輸入しなければならぬ爲に官民の間に非常な困難を釀したことはどうも國家永遠の策でない故に糧食の充實を圖り兎に角他より糧食を仰がずして、日本に自給自足の方針を立てなければならぬと考へますから、私は米の問題に付て根本方針を立てることを財政經濟調査會に諮つて居るのであります、尤も其外に國の問題も國家の殆ど安危に關する問題、是も諮問いたし、鐵の問題も造船の問題もあり、漸次又是から重大な問題を諮問いたさなければならぬ問題もありまするが、唯今は鐵の問題で四つ五つを研究して居りますが、其中米の問題は特別委員の案が稍々纏まり掛けたのであります、併し是は速に調べ上げやうと致しても、斯樣な重大な問題は一月二月で仕上がるものではありませぬ、唯幸に農商務省に於て調べた案があり、各方面に於て調査いたした統計其他がありましたが、故に、割合に米の問題は早く特別委員の案は結了を見むとしたのであります、結了を見むとしたのでありますが、之に付て費用の問題は今尙ほ調査をしなければならぬのであります、費用を顧みなければ如何なる名案を立てても左樣に參らぬのでありますから、どれだけ此方法を實行するには金が要るかと云ふことで此調査を致して居ります、此調査が結了いたしますれば法律豫算等を要する事柄に付ては無論議會の御協贊を仰がなければならぬ、故に一昨日……是等委員會に於て調査して居る者にして今期議會に提出出來るものは勿論、次期議會に出さなければならぬものも何れも努めてやらなければならぬと云ふことに則ち之れが爲であります、出來得れば間に合ひさへすれば今急いで居りまするから、成るべく議會に間に合ふやうに致したいのであります、間に合ひさへすれば茲に糧食問題の根本方針を御決定を願ふ爲に議會の協贊を仰ぎます、若し間に合ひませぬければ次期の議會に提出することになるのであります、是で初めて日本の糧食問題を根本的に解決することが出來る、是が出來ますれば今日まで米が減少いたした價が高い廉いと毎年苦しむやうな事は無きに至るかと私かに考へて居ります、故に根本方針を立てることに付ては、政府は決して怠つて居らぬ、又漸次其案の確定に近寄つたと、御諒承を願ひたいのであります、而して是は米ばかりではありませぬ、日用品、鹽の問題、其他色々の問題がありますが、漸次之に及んで段々行くと云ふ事と、又物價は直接の問題でありますけれども、其物價に影響を及ぼすべき間接の問題は、租稅其他にもありますから、又從つて租稅と云ふ事に付ても、調査を要する事があらむと考へます、兎に角に政府は根本方針を調査して、之を確立いたさうと考へて居ると云ふことと、他の一面に於ては、應急の處置を執つて、現場に於て物價を緩和いたさうと云ふことに努めて居る、是れだけのことは事實でありますから、御認めを願はなければならぬのであります、大體是で御答辯は盡きて居ると思ひますけれども、尙ほ足らざる所があれば、更に御注意を受け、申しませう、兎に角此問題は、決して等閑に付して居るのではありませぬ、如何にも重大なると同時に複雜なる問題でありますから、さう見易く効果を擧げることの出來ないのは、甚だ遺憾とする所であります、併ながら此ことは著々努めて其効果を擧げることに努めたいと考へて居るのであります。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君) 御答いたします、物價問題に付きましては、唯今御質問に對しまして、總理より精しく說明がありました、其間に於きましては農商務に關することも、併せて說明をされたやうでございますが、併し御質問に於きましては、何か政府が此物價の調節に付て放縱に流れ、或は自身の說を二三にして、斯の如きことが起つて來た爲に、色々此物價上に關係を及ぼして來たと云ふのであります、此重大なる問題に於きまして、度々方針が定まりまして行くやうなことがあれば、甚だ是は憂ふべきことでありますからして、當局者に於ては斯の如きことはない積りであります、それのないと云ふことを說明いたしますに付きましては、既往に遡りまして、さうして說明を申上げなければならぬことになるのでございます、或は重複なこともありませう長くもなりませうが、重大の事件として說明を申上げることに致します、一昨年此內閣が出來ました際に於きまして、如何にも此物價に付きましては、到る處騷然たることでありまして、或は前內閣は此物價の爲に倒れたと云ふくらゐになつたのでございます、さうして言ふべからざる、到る處に騷動が起きたのであります、而して其間に就きまして物價調節に付ては如何なることであつたか、其時の物價調節は重に米であります、米を主としてやつたのでありますが、此一昨年の四月に於て、米が段々高くなつて來る、又從つて量も少ない、故に時の政府は、外米を買入れると云ふことに付て管理令を布かれて、政府自ら外米を輸入すると云ふことに相成つたのであります、而して其時に於て此管理令に於きましては、一切商人の手で輸出することは相成らぬ、總て政府の手でやるのであると云ふことを布告されて、其通りに指定商と云ふものを造つて、實行したのであります、さうして四月より掛かりまして、段々買入れに着手いたしましたが、それにも拘らず、米價は日に月に段々上つて來ると云ふことになりまして遂に八月に至つて米騷動が各所に起るやうなことになつたので、而して內に於きましては收用令を布かれて、其前後に於て米が少ない、東京大阪に這入る米が少ない爲に、政府は收用令を以て之を買入れる斯う云ふことにして、收用令を布かんとしたのであります、既に其時に於て一石の米に付て三十三圓、或に幾日より三十圓と云ふ如きことも布告を致しまして、さうして一面に於ては自由に時の相場で買附けたのであります、其高に於ては、內地に於て約五十萬石を買ふと云ふものが、段々指定商人を以て買入れますと、四十圓となり、四十一圓となり、二圓となると云ふ如きもので、なか〳〵一方では幾日より三十三圓で定めると云ふのが、政府の買ふのは實は四十圓以上も出して買つても容易に手に這入らぬと云ふやうな有樣であります、而してそれと同時に各府縣に於ては或は廣島靜岡長崎福岡、世間に於ては、どうか收用令を實行して、米を集めると云ふことに於て、政府に於ても知事より其ことに付て、許可を申し參つて居るやうな次第であります、併ながらどうも斯くしても、思ふやうに行かずして、却つて不穩の狀態を釀した如く實際なつた、さう云ふやうなことで參りまして、兎角政府は此收用令に依り一方では暴利令に依り定期を押へ、或は米の價格を收用令で押へんと致しましたが、不幸にして反對の事實を現したのであります、斯う云ふやうなる場合に於きまして、今の內閣は產れて參つたのであります、第一に此事を續けるや否やと云ふことになりますと、どうも不穩な狀態にして、却て斯くするよりも、或點に於ては緩めて來た方が、時に於て適切なる方針であるまいかと云ふことであります、第一に外米に於きましては、關稅の撤廢を爲し、或は一方に於ては商人に於て自由に米の這入ることを許可することに相成つたのであります、勝手次第に貿易商は外米を入れて宜しい、而して政府は一方では關稅を撤廢し、又金融の爲替の便を圖り、船腹の供給をすることに努め、鐵道の方に付ては、割引又時としては無運賃で以て運ぶと云ふ如きことに於て、十分なる力を盡し、而して內に於ては取敢へず行はむとした收用令を行はずして、さうして來たやうな次第であります、是が其時に於て執り來つたる方針でありまして、別段其前に爲した方針を、斯の如く改めて來たと云ふ點に付きましては、今申す如く唯米を買入れると云ふこと、商人に依つて米の買入を禁じて居るやつを許して、さうして自由にさせると云ふことにしたのであります、それと同時に又商人の手

で米を自由に這入ると云ふことにすると、其米は矢張り米相場の定期に掛けて、さうして代用米とするならば、外國から來る米を、自由に賣買することに付ての便利を足す故に、是は外米を定期に掛けて、代用したら宜からうと云ふことに致しまして、昨年一月に於て、之を來る十月、即ち昨年の十月の十箇月間、先づ此外米を建米に掛けることにしやうと云ふことにしたのであります、其時に於きまして、前の議會に於て、米の過不足に付て頻りに御質問もありまする、御答も致しましたが、大正八年度に於ては約四五百萬の外米があつたらば宜からうかと思ひました、而して此ものは貿易商の手に自由に這入らせることになつて居りますが、若し價格が算盤に合はずして、商人の手に入れることがむづかしき場合が起りましたならば、政府は其時に於ては收用……此外米管理令を以て、政府自ら買入れる積りでございます、それは政府が初めより致しますと、却て圓滑を缺くの虞がありまする故に、商人の手にやらして、成るべく商人の手で算盤を以てやつて貰ひたい然らざれば政府がやるのであります、何れとも物資の供給其量を減じなくして行くと云ふことに付ては必ずやると云ふ決心であります、總理より又私よりも、之を御答をして居るのであります、而して商人の手で這入りましたものが、昨日も御答をした通りに、十一月の……其自由に取引を爲すことを許した時より五月の時に至るまで、前後に於て約四百萬石の米が、商人の手で自由に這入つたのであります、是まで這入つて參りましたが、不幸にして蘭貢に於て、甚だ米の不作の爲に輸出を禁じられ、又其他外米の輸出先なる蘭貢に於ける、東京に於ける、或は暹羅に於ける、いろ〳〵な此輸出を爲すことに付て困難が起りまして、段々米が高くなつて、商人の手で這入り得ないと云ふことになつたのであります、そこで內のものを、斷えず注意して考へて見ました所で、商人の手で這入ることは這入つたが、併し尙ほ是は量に於て不足が幾ら、尙ほ此以上政府に於て取入れることの必要を認めまして、而して五月の半ばより其用意に掛かりまして、六月より始まつて、遂に七月の末に至るまでに、約百二十萬石程の約束が出來ました、其他支那に於ても相當なるものを入れた次第でありまして、遂に是ならば宜しいと云ふことで端境期に於て、餘り端境期に於て米が上ぼらずして、洵に謂はば米の價として、又相場としては酷い激變がなくして送つたのであります、而して米は成程高くて今日は五十圓以上と云ふ價格を持つて居りますが、何しろ外の方が高くなりまして、其時に買入れます時には高くなつて、相場は百三十圓、四十圓と云ふ如き外米の相場を現はして來たのであります、今日と雖も尙ほ六十圓以上をして居ると云ふ樣な狀態であります、斯の如く十八九圓二十圓近くの外米が、遂に昨年は百三十圓、四十圓と云ふ如き高きに上つたのであります、其間に於て我國には成程前に比較して高うございますが、今日に於て平均五十二三圓、外米……玄米に於てすると云ふ如きことであります、そこで昨年に於て、若し政府が前の通りに、初めから管理令として居りますならば、五百四十何萬這入つて居りますが、之を悉く政府の手で入れなければならぬ、自由に任したからして、民間で四百萬石を入れ、政府で百二十萬餘を入れましたが、若し前の通りであつたならば、其五百四十萬と云ふものを悉く政府の手で入れなければならぬ是は彼の入れる時は、果してそれが利益であつたか一々五百何十萬石と云ふものを取つて、さうして來て安い時に手が入つて損が少かつた、或は商人の手でやれるだけのことはやらして置いて、餘儀ない時に於て政府が百二十萬石のものを高くした方が宜かつたと云ふことは甚だ私は此大枚なる國帑を費して居ると云ふことに付きましても、疑を持つて居るのでございまして……併しそれは別問題と致しまして政府は決して變じたものではない、初めから說明して斯くやつて居つたのであると云ふことを申しますそれから又取引所に於て昨年の十月に於て政府が外米の相場の賣方を誤つて非常なる實業社會に騷動を來たし、米の價に付て非常な暴騰を來たしたと云ふ御言葉のやうに拜しましたが、是もです、茲に賣出して居る價格がありますが、政府が賣出しましたる價格は、最低のものが三十四圓二十五錢、高いものが四十五圓五十錢、平均四十圓九十六錢と云ふもので賣出したのでありますが、其當時に於て深川に於ける市場は、外米の中等品の相場は西貢米が四十圓東京米が三十八圓二十五錢、暹羅米が四十二圓五十錢、平均四十圓二十五錢と云ふものに相成つて居りまして、政府の賣出したる相場は其時の深川の値と餘り大差ないので、然るのに此定期の取引をして居る者が、政府が米を賣出したならば必ず安く賣るだらう、斯の如き考を持つて居つた者が、遂に政府の價を見て失望したと云ふことは事實起つたのに違ひない、併ながらそれは政府の買入れましたるものに付ては今申す通りに三十七八圓のもあれば四十圓もあり、或は又三十四圓位もあつて、非常なる同じ外米の中に付ても差等があり、價格に於て非常なる差があるのでございます、又數十種類に分れて居る、それを其時の政府が出したものが、唯品物の質を改めずして價を何月幾日に幾らで賣ると云ふて出したものに驚いて價格が高くある如く之を了解したのであります、併ながら其時に於て大なる嵩を賣るのと僅な少數の數に分けて賣るのと二樣に始終賣つて居りますが、後から數量の多いものを賣るときに於ては矢張り前と同じ値段で賣つて居つたので、大に市場も安心したやうなことであります、唯取引が二日程之に付て色々騷ぎましたのでありますが、現物に於ては矢張り其時に付て何等の變化もない、却つて政府が賣出した爲に五十錢下かり一圓下がりまして數日の間に此定期に於ても靜まつた譯になつて來まして、何等の不平もない、即ち現物に付ては何等の影響も無かつた、無かつたばかりでない、それを賣出してから段々其當時には下がつたと云ふやうなる狀態であります、是は尙ほ數字に依りまして詳しく申上げることが出來ますが、唯さう云ふやうなことで何等の變化はなかつた、而して此外米を代用米に掛けた、それを掛けて居つて直ぐに止めてしまつたと云ふのでありますが、初め申す通りに商人の手で這入る、商人の手で外米が這入るならばそれを定期に掛けて賣買の仕易いやうに、這入り易いやうにする趣旨に於て掛けたのであります、先づ試に此米は今外米が必要であるから其年の十月まで掛けて居るさうして尙ほ外米が民間の手で這入ると云ふ如きことが起るならば尙ほ定期を延ばしてやると云ふ考であります、所で御承知の通り米なるものは三箇月の先まで賣買があるのでございまするから、或は十月に賣るのをそれを六月、七月、八月、九月、十月、八月の月に至りまして此物は十月より先を掛けるか或は止めてしまふかと云ふことは、八月の月に於て極めてそれ〳〵通知をせなければ相成らぬのであります、如何せむ八月の月に於ては既に商人の手で這入るものがもう疾くに止まつて居ります、且つ翌年に付ての米は如何にあるかと云ふと、內の新米が出るとか或は外國に付ての作は如何にあるかと云ふことに付きまして、更に見當の付くべき時でないのでありますからして、そこで先づ內地の米が何程出來るかと云ふことの凡その見込が定つて後でなければ此定期を尙ほ掛けるか掛けないかと云ふことに付て、又外國の米の關係も分らぬ故に、更に十月十二月まで延ばさう、さうしたならば凡その見込が付くであらうと云うて、そこで三箇月延ばしました、而して十月の月に至りまして內に於ては六千萬石の米が出來ると云ひ、一方では外國は尙ほ輸出を解かず米は高し到底商人の手で入れると云ふ見込が立たない、商人の手で入れる見込か立たないならば、其物を定期に掛けると云ふ必要はないのであります、そこで先づ再び商人の手で米が這入る如き時勢の來るまで是は止めた方が適當であると云ふので此一月より定期を止めることに、即ち外米を掛けることを廢しましたる次第であります、是も其物に依つて止むを得ないことであります、決して見込が外れたと云ふ譯でもないのであります、さう云ふやうなる次第でありまして、政府に於ては何等之を唯放任、氣儘に勝手次第に相場をして、どうと云ふことではないのであります、申す迄もなく、取引所に於てはそれ〳〵取引所法があつて、それ〳〵の監督をしてやつて居ることでございますから、若し違反のことが起り、又暴利を貪つて相濟まないやうなことが起れば直ちに之を用ひると云ふことは度々申して居るのでありまして、決して之を蔑ろにして置くと云ふことではない、數回申したのでございまするが動もすると何やら之を用ひない、或は棚に上げて一切用ひないのぢや、又政府が斯う云ふ意であつただらうとして中傷的の議論をさるることは頗る迷惑を致すことでありますそれは政府に於て自由放任として行くと云ふ、其自由放任と云ふことに付て甚だ見解がむづかしいが、唯之を自由放任と云ふことに行きましたのは唯政府が、前の政府が收用令を用ひ暴利令を用ひ或は外米管理令を用ひると云ふことは、其時其程度に於て違ふと云つて宜しからうと思ふのであります、決して私は之を棚に上げて、用ひないと云ふことでないと云ふことを重ねて申し上げて置く次第であります、而して今後に於きましては、さて如何にするかと云ふことに付きましては、全體の諸物價の

ことに付きましては、之まで綿絲を始として、或は輸入税の撤廢をなし、又輸出の制限などをなして出來るだけ斯う云ふものの價の騰貴をせないやうに、又暴利を貪ることのないやうにと云ふことは、絶えず注意をし監督をして居ることでございます、何しろ今申す如く、米に於ては二十圓足らずのものが百三十圓にもなり、生絲の如き、昨年の相場は千四五百圓であつたものが、今日は四千二百圓三百圓と云ふ如き價がするので、是は内ではありませぬ、亞米利加の需要地に於ては、斯の如き價を出して買入れると云ふ如き非常なる騰貴をして居る際であります政府に於いても、價に於ては十分なる力を盡して居りまするが、奈何せん今申す如き變態を呈して居ることでございますから、なか〱思ふ通りにいかないことが多いのでございます、唯どうかして斯の如きことのないやうに、諸物價が尚ほ此上騰貴せないやうと云ふことに付ては十分に盡力を致して居りますし、又今後のことに付ても色々調査を致して居る次第であります、御答を致します。

○仲小路廉君　唯今兩大臣よりの御答辯を得たのでございます、總理大臣を始め、殊に農商務大臣の長々の御答辯がございましたが、多くは既往のことでありまして、而も殆と世上に明瞭のことに付ての御意見であつたのであります、此點は甚だ私は遺憾といたす所であります、私の望む所は、將來適切の施設をなさるる御積りがあるか無いかと云ふことで、此點に付ては殆ど答辯はない、唯其中に總理大臣の御答辯中に一點希望の曙光を見出すことを得たのを甚だ私は喜ぶのであります、それはどう云ふことであるかと申すと、現に經濟調査會に依つて調査されつつある、食料品の根本政策、即ち最高最低の價格に付て、相當の平準を保つと云ふことの、一種の方法であらうと思ひます、是等の成案に付て、一通り調査をし盡したことであるが、之を實行するに付ては金が掛かる。勿論金は掛かります、其金の點に付て今調査を盡して居る譯であるから、其調査が出來たならば、成るべく速に提案する、斯う云ふ御陳述でございましたが、此點は私は甚だ喜ぶ、私の希望は何とかして此際國民に生活上の安定を與へたいと云ふ點であります、適當な制度を立つることを熱望するのであります、故に其點に付きまして、相當の實行、殊に其調査に付ては、督勵に督勵を重ねられまして、何等かの提案を當議會にでも御提出になることが出來ますれば、此點は甚だ喜ぶ所であります、尚ほ私は申し上げたいことは種々ございますが兎に角多數の質問者があることでございますから、私は之で質問を差控へます。

○議長(公爵德川家達君)　江木千之君。

○江木千之君　此席で……

○議長(公爵德川家達君)　何ですか。

○江木千之君　此席に於て……此席より發言して宜しうございますか。

○議長(公爵德川家達君)　宜しうございます。

○江木千之君　私は物價問題、並に外交問題に付て質問を致したいと考へるのであります、唯今物價調節のことが問題になつて居りますから、先づ其方より始めたいと考へるのであります、第一に伺ひたいのは、我々貴族院各派の有志が、政府に警告を致した、此顛末に付て疑を質したいと考へるのであります、昨年十月我々各派の

〔副議長侯爵黑田長成君議長席に著く〕

議員が總理大臣に警告を致しましたのは、當時議會の閉會中でありまするが爲に、貴族院議員の多數の意嚮を纏めることが、公式的には出來なかつたのでありまするので、非公式の方法を以て、多數の意見を纏めたのであります、其結果政府に警告を致しました、此警告の覺書は「物價殊に生活必需品の價格の調節に關し從來政府の執り來りたる施設未だ盡さざるの憾あり政府は速に適切の處置をなし國民生活の安定を得せしめられむことを望む」、斯う云ふ趣意でありましたが、此政府の從來執り來りたる施設未だ盡さざるの憾ありと云ふことは、是は二樣の意味を含んで居るのであります、各派審議の上此言葉を用ひたのであります、未だ盡さざる憾ありと申すのは、政府の當さに爲すべきことであつて、未だ爲されざることが多いと云ふのが、一の點であり

〔議長公爵德川家達君議長席に復す〕

政府が既に著手して居ることも甚だ不十分、不徹底である、斯う云ふ二つの意味を含んで、未だ盡さざる憾ありと致したのであります、是が貴族院議員多數の意見の在る所であつて、政府の處置は爲すべくして未だ爲さざることがあり、既に爲して居ることでも、甚だ不徹底であると云ふことは貴族院の多數の議員の認定いたした所であるのであります、斯樣に認定いたしたからして、政府は速に適切なる處置を爲し國民生活の安定を得せしめられむことを望む斯う云ふ趣旨を以て政府に警告を致したのであります、此警告の爲には私も總理大臣を訪問した一人でありました、當時此覺書を首相に呈し且つ議員の上席たる德川賴倫侯より縷々此趣意のある所を述べられ我々も銘々それを補足いたしたのであります、當時私は考へましたのに原總理大臣は餘程辯論に長じた方である、此問題に付て容易に回答を與へられぬであらうと考へて竊に議論を闘はす用意を致して參つたのであります、然るに總理大臣は此覺書を御覽になり且つ議員の說明を受けられ、直ちに回答を與へられた、其回答は私共は稍々意外であつたのである、畢竟大政燮理の全責任を雙肩に擔はれて居る原君は一の國務大臣たりし時代とは大に異なる所があるのであるかと私共は感じたやうな次第であります此首相の御答は是は我々各派に報告するがため又新聞に發表するが爲に首相の御答は首相と御話合の上で此意味で宜しいと云ふことになつたのである、其首相の御答は物價問題に付ては諸君の憂慮せられるが如く政府に於ても日夜憂慮しつゝ諸般の計畫を試みるも其効果を擧ぐるに至らざるは遺憾とする所なり、將來進んで諸君の御希望の趣旨に適ふ施設を行ふべし、尚ほ閣員とも相談して相當の處置をなすべし、斯う云ふ御答を受けたのでありますが、是は昨年十月四日のことでありますが、爾來政府の爲す所を見るに多少の著手せられたことはありますが、誠に不徹底である、恰も大火事に向つて柄杓で水を注けるやうなことをして居られると外は思はれぬやうな有樣である、斯樣な有樣でありまするが、總理大臣は進んで諸君の御希望の趣旨に適ふの施設を行ふべし、尚ほ閣員とも相談して云々と申されたが、爾來物價は益々騰貴して國民の生活狀態は愈々不安の位置に達しつゝあると考へますが、總理大臣は我々に對しての言責を盡したりと考へられるや否や、此點に付て御明答を得たい、先刻來の質問に對して數百言を重ねられるが、實際何等効果の表はれたることがない、物價は益々奔騰して止まぬ、人民の生活狀態は愈々不安定の位置に達しつゝあると云ふやうな今日の事實である、而も尚ほ總理大臣は我々に滿足を與へられたと考へられるや否や、言責を實行したりと考へられるや、此點に付て御明答を得たいと考へる

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　唯今江木君の御質問でありますが、貴族院各派の諸君の見えての御話は今江木君が述べられた通りである、私の之に對する御返事も亦御讀上の通りであります、是に何等の相違はありませぬが、併し其時の事柄は腹藏なき御意見を承り、私も腹藏なき御話を致したのであります、何等此間に城廓を設けて御話した譯でもなければ極めて打寬ろいで御話を致したのであります、從つて御來訪の諸君の御趣意も能く了解いたしたのであります、私から申したのも御了解を得たと思ひます、殊に當時江木君は如何にも今にも大騷動でも起るが如き危險なる狀態の御言葉に聽きましたから、さう云ふ御趣意でありますか、いやそんなことではない、こんなやうなことは則ち腹藏なき御話の一端を證するのであります、其時に私は申した、政府に於ても實に是は憂慮して居るので、何とか出來るだけの方法を講究したいと考へて居るのでありますが、さう右から左に直ちに考案を得ることは困難を致して居る、是がどうであらうか、あれがどうであらうかと云ふことを考へて、それ是を施設して居るのである、斯樣に申しました、無論各派の諸君の御希望に適ふやうに努めてやらうと云ふことは私は誠實に其意味を以て御答を致した譯であります、又爾來其積りで色々の施設を考案いたして、或ものは實行いたし、或ものは是から經濟界の狀態を見て實行しやうかと考へて居るのであります、故に私は無論に此御希望は適ふやうに努めてやると云ふことの言責は重んじて居る積りで居るのであります、將來に於ても又其積りであります、併し殊に仲小路君も是から何をするかと云ふことを申さなければ御滿足を得ないやうでありますが、是から何をすると申した所で其一事を以て直ちに物價の低落いたすと云ふ案は見出し得ませぬ、併し之をやる、あれをやると云ふことは是は經濟界其他の狀態を見て、著々實行する積りであります、最も其折にも御來訪の諸君と打寬ろいで御話を致しましたが、何か不徹底である政府のやるのがどれが足りない、斯う云ふことをしたら直ちに効果があるのではないかと云ふことを承つたのでない、唯概括的にもつとやつたら宜からうぢやないかと云ふ趣意のやうに解釋いたしたので、政府は十分やる積

りであります、やる積りであるのみならず、此所にも述べず、又話もないけれども、此以外に政府は社會政策も實行して居ると云ふことを、申添へて置きました、都會に向つて此ことを實行いたし、又其以外のこと、關税其他に付て、著手いたして居ります是等も私は是が有効だらう、之が宜からうと思ふ、先きに政府の考案が立ち次第計畫をし……立ち次第適切なる方法を行つて參る積りである、決して見切つて打止めると云ふ意味ではありませぬ、漸次やる積りであつて、少くも私は是が辯解の必要はありませぬが、其積りであります、是等のことが宜からうと思ふ點に付て、施す積りであります、右樣御諒承を願ひます。

○江木千之君　唯今總理大臣の御答中には、如何にしたら、どう云ふ風に遣つたら宜いと云ふ考があるかと云ふ御言葉でありますが、然らば政府に於ては考の無いものと認められるのであります、是は私は質問中に、追々こちらから伺ひたいと考へて居ります、殆ど輿論の歸著點とも認むべき方法は、今日幾らも識者の意見とし、新聞の輿論とし、實業界の專門家が集つて議したことが、色々に現れて居りますそれをなぜ採用なさらぬと云ふのか、政府の責に當つて居られる内閣諸公に、こちらから御尋しやうと考へて居るのでありますが、是は追々質問に於て現れて參りますが、唯今の總理大臣の御答には何か宜い案があるかと云ふが如きことは、一國の大政に任じて居る總理大臣の御言葉とも思はれぬので、此議場に向つて私に御尋なさらぬければ方法が立たぬのであるか、併し此問題は是は私一個の問題ではないのであります、非公式とは云ひながら、貴族院多數の意見に基いて居るのであります、唯今の御答を得て、此御答を其儘、私は貴族院の院議の材料に之を提供いたして置きます、何れ多數諸君の御意見の決する時があらうと考へます、斯の如き御答を得て、國民生活の安定を得せしめるやうに望む、御希望に合ふやうに致さうと云ふ答をして置いて、其言責を盡したるものと云ふことが出來るや否や、是は私一個の問題ではありませぬ、貴族院多數の意見より成立つて居ることでありますから、何れ院議の決する所があらうと考へます、其院議の際の材料に、之を提供して置くに止めます、是より段々質問を續けて宜しうございますか。

○議長(公爵德川家達君)　宜しうございます。

○江木千之君　今日は、政府の反對黨の議論は暫く之を措きまして、我が貴族院多數の意嚮、又各新聞紙上に現れて居る所の輿論、識者階級學者社會の意嚮、一般實業界の意嚮、殊に實業界の代表とも申す可き商業會議所等の意見は、何れも皆物價の調節を以て急務中の急務と致さぬものは無いのであります要するに物價の調節は、國論の歸著する所であると申しても宜からうと思ふ、政府は之に對して、折角發達した所の貿易を衰退せしむるやうなことがあつてはならぬ、是が懸念であるからして、餘り多大の影響のあるやうな調節は出來ないと、斯樣に申されたのでありますが、今此所に病人がある、一般の人は此病人は療治をすれば助かると云ひ、專門の醫者も集つて居る、頭に氷も置くが宜しい、注射もするが宜い、服藥もするが宜い、酸素吸入もするが宜からうと色々な考案を提供して居るが、此病人を預る主人公は折角是までに太つた體である、此體を瘠せさせるやうなことがあつてはならぬから、餘り利目のある療治は出來ないと云つて居られるのであるが、其中に或は生命を危くするやうなことがありはしないかと云ふことを、我々は心配するのであります、政府の處置は恰も此病人に對する態度と同樣にあると考へるのである、政府は國論を無視するにも拘らず、尙ほ上下に對して其責任を全うしたりと考へられるのであるかどうか、斯の如き政府は、國民に於ては迷惑として居るのではないかどうか、是等の點に付て大政の衝に當つて衷心國家を思はれる所の總理大臣の御意見を承りたいと考へるのである。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　唯今江木君の最初の御演說中に、私の御答辯いたした意味が少し徹底しないで居ると思ふ、私が先刻申したのは、江木君の御意見があれば承りたいと申したのではありませぬ、其各派を代表されて、江木君なども其一行に加はられて居られた時、政府も今まで色々やつて居るやうだが、どうも完全な効果を見ないやうだから、もつと注意したらどうかと云ふ御趣意の御話があつた、其時に是が徹底しない、是が完全しないから、之を斯うやらうと云ふ御話は承つたのでない、私は矢張り概括的に御話を致して、御話なさる方も概括的であつて其ことを申したし、其折私の御尋したことも先刻申しました、尙ほ又私は茲に書いてもありませぬ、御述にもなりませぬが、此以外に、政府は社會政策もやらうと考へて居ります、斯う云ふやうなことを腹藏なく申したので、其意味を繰返したので、此に敢て江木君の御意見を承りたいと申した次第ではありませぬ、それから各方面に色々の意見がある、之を政府が實行しないのは、恰も病人があつて他から種種注意を與ふるに拘らず、實行しないやうなものであると云ふ御比喩の御言葉でありますが、成るほど其通り、澤山色々な意見が參ります、意見が參りますが、其意見中には或は色々矛盾して居るものもあれば、甲の意見と乙の意見が矛盾するばかりでなく正反對の意見もあるのであります、是等を取捨するのは、政府の責任と考へて居ります、故に政府は其中で然るべきものと考へた事柄を、實行する積りである、自然實行して居るのであります、商業會議所などから每々意見書が出て參りますが、是等を直ちに其儘實行が出來ると云ふ譯ではありませぬ、其中段々講究を致して出來得べきものは實行いたして居るのであります、是は分り切つたことでありますが政府は是等の意見を等閑に付すると云ふ譯ではありませぬ、さりとて此意見を皆良いとして行ふ譯に行きませぬ、最も世間で彼れ是れ申しましても、行ふことが出來ないと云ふことを發表して居るので、例へば大藏大臣が屢々繰返しました金利さへ下げれば物價が下がると云ふやうな、到底そんな單純なことではありませぬ、金利を下げても物價の低廉を計ると云ふことは出來ませぬし、出來ないことは出來ないし、出來ることは相當實行いたして居ります、然し如何にも複雜なる經濟界に向つて一二の事柄を以て直ちに物價を低廉にさせると云ふことは出來兼ねるのであります、故に之をやつて見て尙ほいかぬければ之を研究を盡してやると云ふ、斯う云ふ方針を執つて參るやうに、漸次進むより外ないので、急激に速にやらうと考へれば、先刻申す如くどうしても外國貿易に非常に制限などを加へなければ出來ませぬ、それは効力は直ちに見えませうが、依つて以て經濟界に影響を及ぼすことを考へると、是は俄に出來ないことで、甚だ苦心を致して居ります、一向政府は効果が見えないと云ふが、政府は此効果を擧げやうとして苦心して居りますが、此複雜なる狀態に向つて直ちに効力を擧げると云ふ事は出來ないのであります併し我々の責任であらむ限りは非常に向つて十分なる措置を取る積りであります、決して漠としたことを致して居るのではなく、昨年の末以來段々政府が之を實行し、若くは調査をせしめて居りますことも御諒察が出來やうと思ひます、此の點は私は繰返して申すのでありますが、政府は責任を怠つて何もしない積りではない、十分其道を講究して聞くべき世間の議論は聞きますが、併し世間の議論も一致いたして居る譯でもない、それを直ちに實行をしていかぬと云ふのは、國家の利害をも考へねばならぬことが多いのでありますから、それ等を十分調査して適切なる方法を段々講究して非常の激變を與へない範圍に於て適切に之を實行いたしたいと考へます。

○議長(公爵德川家達君)　江木君に伺ひますが、まだ御質疑は數多殘つて居りますか。

○江木千之君　まだ大分殘つて居ります。

○議長(公爵德川家達君)　如何でございますか、諸君に於て御異議がなければ本日は是で議事を延ばしたいと存じます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　明後二十六日午前十時より開會と御承知を請ひます、議事日程は今日御通知致します、今日は是で散會を致します。

午後零時十四分散會

○大正九年一月二十六日(月曜日)

午前十時六分開議

議事日程　第五號

第一　公爵毛利元昭君、公爵德大寺公弘君、公爵島津忠重君、公爵大山柏君、侯爵德川圀順君、侯爵小松輝久君、伯爵堀田正恒君、子爵松平康民君、男爵本多政以君、兒玉利國君、相馬哲平君、土田萬助君請暇の件

第二　平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案(政府提出)　第一讀會

第三　右議案の審査を付託すべき特別委員の選擧

第四　貴族院規則改正の動議(侯爵細川護立君外五名發議)　會議

○議長(公爵徳川家達君) 是より諸般の報告を致させます。

〔長書記官朗讀〕

去る二十三日佐世保鎭守府司令長官より左の謝電を受領せり

我海軍に對し貴族院の決議に依る鄭重なる御挨拶に接し感激に堪へす茲に部下一同を代表し深厚なる謝意を表す

同日旅順要港部司令官より左の謝電を受領せり

貴族院の陸海軍に對する感謝の決議に接し感銘の至に堪へす麾下一同を代表し謹て謝意を表す

同日大湊要港部司令官より左の謝電を受領せり

陸海軍に對する貴院の懇篤なる決議を敬承し當要港部一同に代り謹て感謝の意を表す

同日鎭海要港部司令官より左の謝電を受領せり

議院の深厚なる決議を辱ふし感佩の至に堪へす部下一同に傳へ感謝を表す

一昨二十四日議員侯爵細川護立君外五名より二十九名の贊成を以て貴族院規則改正の動議を發議せり

同日請願委員分科會に於て當選したる主査の氏名左の如し

第二分科　主査　伯爵　副島道正君

同日內閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられたる旨の通牒を受領せり

司法省所管事務政府委員

司法省參事官法學博士　山岡萬之助君

同日馬港要港部司令官より左の謝電を受領せり

貴族院の鄭重なる感謝決議の報に接し感銘の至に堪へす茲に麾下一同を代表し深厚なる謝意を表す可然御披露を乞ふ

同日第二遣外艦隊司令官より左の謝電を受領せり

貴族院の鄭重なる決議に接し感銘の至に堪へす茲に麾下一同を代表し深厚なる謝意を表す右可然御披露を乞ふ

同日臨時南洋群島防備隊司令官より左の謝電を受領せり

貴族院の鄭重なる決議を辱ふし感佩の至に堪へす麾下一同を代表し茲に深厚なる謝意を表す右可然御披露を乞ふ

○議長(公爵徳川家達君) 是より本日の會議を開きます、江木千之君

○江木千之君 過日來物價問題に付て總理大臣の御說明を伺ひました、御言葉の婉曲なる爲か何分要領を得る事に甚だ苦しみますのでございます、私共物價問題に付て一方ならず憂慮いたして居りまする事は、實に一朝のことではないのでありまして、曾て寺內內閣に對し我々警告を致したことがあります、昨年又現內閣總理大臣に警告を致したのでありますが、其程度に於ては異なる所があるのでありまするが、精神に於ては終始變る所がないのであります、寺內內閣に警告を致しましたる時は、相當なる調査機關を設けて應急策及根本策を講ぜられて、實行せらるるやうにと云ふのでありましたが、昨年十月議會の開會をも待たずして我々が政府に警告いたした所は、最早調査の時機でないと考へたのであります、それ故に速に相當の處置を取り、國民生活の安定を得せしめられむことを望むと云ふ趣旨を以てしたのでありまして、今日は方法の調査研究は問題として居なかつたのであります、一日も速に救濟策を施されることを望んだのであります、而して其精神に至つては終始變ることはないのでありまして、物價の調節と云ふことは少くとも生活必需品の價格を引下げると云ふことを趣意と致して居るのであります、是に於て御尋したいのは、政府の物價調節なるものは、物價の價格を引下げることを目的として居らるるや、將た物價を下落せしむるが如きことは、折角發達したる所の貿易を害するの虞があるからして、政府の物價調節は物價を下落せしめざる範圍に於てする、斯う云ふ御趣意でありませうか、此兩端に付て簡單明瞭なる御答を得たいと考へるのであります、尙ほ質問の箇條が數多ありまするで、一々演壇に御運びを願ふは甚だ恐縮に存じますから、もう一問併せて御答を願ひたいと考へるのであります、政府は今日の物價は此儘で動かぬものと云ふ御考でありませうか、又動くものと考へられるならば物價は下がると云ふ考であるか、上がると云ふ御考でありませうか、それに付て詳細なる御說明を承りたい、兎に角今日の物價が動くものと致しましたならば、今日の物價を基礎として官吏の俸給旅費等の制を改正する、其他恩給法等を改正すると云ふことは、是は甚だ不都合ではありますまいか、今日改正して又來年否な來年を待たずして改正の必要を生ずると云ふやうなことがありは致しませぬか、政府は何故に今日の場合に處するに一時的、臨時的の處置に出でずして、永久的に制度を改正せらるるのでありませうか此點に付ても、はつきりした御答を伺ひたいと考へるのであります。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 江木君の御質問に御答いたしますが、第一の御問は物價調節は物價を下げる積りであるかどうかと云ふ御質問と聽取りましたが、果してそれは相違ないことでありまするならば簡單に御答し得られるのであります、先般、江木君其他の各派の方が御出でになりました時の御趣意も、物價を下げると云ふことの目的を以ての御相談であると考へたのであります、故に政府に於ても同樣に段々物價が騰貴いたしますから、之を引下げやうと考へて調節をすると云ふ意思を有つて居つたのでありまするから、此點に於て一致して居ると考へたのであります、若し當時にあつて御話の意味がそれでなかつたならば大變誤解をした譯でありますが、恐らく江木君其他の御趣意も物價を引下げることの御趣意と解釋した、私は其積りで一昨年以來種々なる手段を講じて居るのであります、尙ほ引續き此點に付ては出來得るだけの政策を攻究する積りであります、既に昨年に於て、十月御話を承つた時にも色々計畫を致して居るのであります、其以後に於て關稅の計畫を致しましたり、運賃の計畫を定めましたり、社會政策を實行したり、種々なる方針を執つて居りますが、皆之が一面に於ては中產階級の困難なるを救ふと云ふ社會政策、他の全般に亘る方面で物價を此上騰貴せしむることのないやうに引下げたい、斯う云ふ精神で實行して居るのであります、此點に付ては私今日以後と雖も、此方針を以て手段の有るだけのものは盡す意思で居るのであります、併ながら御斷りを申して置きますが、然らば物價はどれだけに下げるか、速に明日からでも下げるかと云ふやうなことは御尋に無論有りやうはありませぬけれども、さう云ふ譯には參り兼ねませうと思ひます、是は矢張り、漸を逐うて種々なる方法を攻究しなければなるまいと思ひます、と申すものは既に屢々當議場に於て、他の方面に於ても申した如く物價を引下げるが目的なりと致しましても、此物價の騰貴した原因に溯れば外國貿易に制限を加へなければならぬのであります、外國貿易に制限を急激に加へれば、急激に經濟界が攪亂を致して、不景氣を招くと云ふことは免れない、さう云ふことのないやうに漸次、非常な變動を經濟界に與へずして物價の調節を致すと云ふが爲には甚だ苦心を要するのであります、不景氣の結果として非常に下落いたしましたならば……是も漸次に參りましたならば、止むを得ぬのでありますが、急激に左樣な變化を致しましたならば一面には物價の低落に依つて利益を得る者もありませうけれども、他の方面に於ては之が爲に非常に困難を釀すかも知れぬと憂へるのであります、故に左樣なる變動を來さざる範圍に於て相當に物價を低落いたしたい考で種々なる方針を致して居るのであります、それから官吏其他の增俸に付ての御尋でありまするが、是は第四十一議會に於て提出いたしました時には、唯今御話の如く臨時手當の性質を以て提出を致して臨時手當を給與して居つたのであります、併ながら段々考へますには物價は此儘であるか、此上にも騰貴するか、どうか、少くも此儘で依然として居ると見定めると云ふことは如何であらうかと思ひまするけれども、されど經濟界の事を豫斷いたして必ずどの物品はどれだけに、低落し、どの物品はどうだらうと云ふことは何人でも困難だらうと思ふ、故にどれだけ騰貴いたしどれだけ低落いたすと云ふことを豫斷いたすと云ふことは非常に困難なることでありまするが、假令是が低落いたすと見ました所で物價が非常に俄に下落いたして俸給に衣食いたして居る者は、樂々と暮す事が出來るやうに、俄にならうとは考へられませぬ、相當なる程度まで下がりましても、戰爭以前に比しては如何であらうかと云ふ懸念もあるのであります、而して後他の一面に於ては官吏の俸給を改正いたしましたのは、御承知の通り、數年前のことでありますへ餘程以前に於て、十年ばかり前と記憶いたしまするが、官吏の俸給を訂正いたした以後にはないのであります、是は生活の程度が向上いたしまするし、官吏の俸給を其儘に置くと云ふことは到底出來ないと云ふことを認められましたから、臨時手當の性質を變じて永久の增俸に致したのであります、左樣に增俸いたしたと申しても、世間の物價騰貴に伴ふほどの增俸は出來ないのであります、是は財源も許しませず、又物價が騰貴した比例で大層なる增給をすると云ふことは、理論上に於ても如何かと考へまするから、財政上其他生

活上別の状態を篤と考察いたしまして、今日俸給令を改正して増俸いたさうと考へるのであります、臨時手當の性質を變じて尙は之を取捨増減いたしまして、相當なる程度の増俸を致したいと考へたのであります、是は物價騰貴の今日に於ては尙更のこと、物價低落いたしました所で、今日の生活の程度より考へますと、又民間の状態等より察しまするに、官吏の増俸は已むを得ぬと認めたのであります、併し官吏の増俸を已むを得ぬと致しますれば、恩給を以て退隱いたして居ります人々、是は當時の俸給に依つて割出されたる恩給を受けて居るのでありますから、理論上には已むを得ぬのでありまするけれども併し國家が恩給を支給いたし、是等の人の功勞に酬いて恩給金を下付いたして居る以上には、現職者に相當の増俸を致しましたときには、退隱いたして居る受恩給者にも相當の増俸を致すのが適當であらうと考へたのであります、是等の事情よりして、今日臨時手當の性質を變じて増俸の俸給令を改正して相當の増加を計つたと云ふことであります、斯様に致して若しも物價低落いたしたときにはどうであるか此上騰貴いたしたるときはどうかと云ふ議論は茲に殘りまするけれども、是は程度の問題であります、物價は人の豫想は色々ありませうから、誰の豫想が的中いたしました所で、官吏の俸給は、今日の我國の生活状態より、官民を通じたる生活状態より考へれば是れ位の増俸は已むを得ぬと考へるのであります。

○江木千之君　第一の問に對しては、政府も物價を引下げる目的を以て調節をして居ると云ふ答でありますが如何にもさうでありませう物價を引下げない物價調節は何の役にも立たぬのでありませう然らば何時まで待つたならば政府の目的が達せらるるので有ませうか、内閣成立以來既に一年半に垂んとして居るので其間總理大臣の御言葉に依ると孜々汲々として、此物價の調節には努めて居ると云事ふでありますが、物價の引下を目的としての物價調節に努めて居らるるのであるが、一も實効の現はれた事はないのである、物價は益々奔騰するの一方で、國民の生活状態は益々不安定の域に達しつつあるのである、物價を引下げる目的で一年半も努めて居られて何等の効能がない、而して我々が警告すると、諸君の御希望に適ふやうにすると答へらるる、それは最早總理大臣に伺ふよりも、我々同僚に御尋して貰いた方が宜しからうと考へる、斯の如き有様でも、諸君の御希望に適ふことをせらるるとすべきであるか諸君の絶望に適ふやうになさるるのではないかと云ふことは、是は最早我々の考ふべきことであると存じます、此以上は總理大臣の御答は必要はないと考へる、次の御答でありまするが、無論どのものが幾らに下落するかと云ふやうなことは見込が付かぬと仰せらるるが、斯の如きことは誰も御尋するの必要を見ませぬ、物價が動くものとすれば、永久の制度を改正せらるると云ふことは意味のないことになりはしないか、寧ろ今日に處して一時的の處分をした方が宜くはないかと云ふことを御尋したのであります現に昨年の議會に於きましては、官吏の五割の臨時手當で宜しいと云ふことであつた、所がまだ半年を經ずして七割でなくてはならぬと云ふことになる、今度の豫算では十割から増さなくてはならぬ、十割以上にもなつて居ると云ふ有様である、斯様に變動して居る此場合に、永久に亘る制度を立てるとは受取れぬ事である、又動いて來たら又臨時手當をやるか何かする、先きの事は分らぬ、兎に角附て來いと云ふ御趣意の外受取れぬ、議員として其職責を盡すには斯の如き御提案に對しては甚だ困却いたすのである、と云ふ事を申上げて置きます、次に伺ひたいのは政府は物價が騰貴すれば騰貴するに連れて諸般の施設に應ずるが爲に國税、地方税、市町村税を増徴して殆ど限なく人民の負擔を過重せらるる有様でありまするが、政府は物價が騰貴すれば人民の富も之に伴うて増すものであると云ふ御考でありませうか、まさかさう云ふ御考はなからうと思ふ然らば今後物價の騰貴に際して之に處するには如何にして行かれるのでありまするか現に地方の情勢に付て見ましても教員其他公吏の如きも五割の臨時手當を給しなくてはならぬと云ふので、各地方長官は自治體に對して訓令を出して居る、勿論其訓令には裕とりは取つてあるけれどもが、殆ど訓令通り實行しやうとして自治體を壓迫して居るのである、自治體の精神は何處にあらうかと考へる五割を増すと云ふ訓令を一齊に出して、それを決行する、それに付ては長官等は種々の手段を用ひる、なか〳〵是は訓令だけではいかぬ町村長の與し易いやうな者を捉まへて半數ほど先づ町村會の議決をさしたならば、あとは是はやらぬと云ふことは到底出來なくなる、一方では教員等が困つて居る、此有様を傍觀するかと云ふやうな言葉を用ひて、政府の訓令があるぞ、負擔に堪へる堪へぬと言つて居るべき今日ではないと云ふ調子で以て、半數以上の町村を同意させて、他の町村を壓迫すると云ふ事實があるのである、之が爲には町村會議員は進退谷つて總辭職を爲した所もある位であるが、總理大臣は内務の要職にも久しく居られ、自治體の發達と云ふことは念として居られるでありませうが、一體自治制の上に於て斯の如き場合に訓令を以て迫ると云ふことは、命令を以て自治體に迫ると云ふことがありますか、自治體は自治の運用を議事機關行政機關に依つて自ら行つて居る、果して自治體の行動が其當を得ぬ即ち制度の明文にあるが如く公益を害すると云ふ事があつたならば、監督官廳から指圖して再議に付して宜しい、尙ほ其議決を改めざるときは監督官廳の裁決を請へと云ふ事まで正面の規定まであるのである、之に依つて自治體の行政は初めて巧く行はれるのである、町村は徒らに自己の我儘を主張する、爲に監督制度を設けて居る自治體は自治體の情況がある、それに適應して自治の行政を擧げて行かなければならぬ、それが爲に町村の議事機關が發案權を以て、町村の情況に依つてそれ〳〵極りを付けて行くのである、然るにそれを一齊の訓令を以て町村に臨んで、押付けて之をやらうとして居られるのは……併しそれも悉く實行されて居らぬのである、五割の臨時手當も給せられて居らぬ所もある、それも五割にするならば宜しいが、例へば東京府にした所で七月に五割の訓令を出して五割の臨時手當と云ふことに致して、十二月に至つては、最早之を七割にせよと云ふ訓令を出して居る斯の如く際限なく自治體が之に應ずる事が出來ませうか、今後も物價の騰貴は之に止まらぬと考へるが自治體の行政を將來如何にせらるる御積りでありますか、先刻の御言葉には官吏の俸給も財源がないと仰せらるる、今後は財源がないと云ふので、自治の方も之を抛つて置くと云ふ御趣意であらうか、總理大臣の將來の抱負を承りたいと考へる。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　最初の一半は御批判、御議論でありますから、强ひて申す必要はありませぬが、併し最初の御話中にも私の申したことが能く徹底しないかと思ふやうなことも色々聞えます、例へば[illegible]今の御話に官吏は五割を増したと云々とか、[illegible]いと申したとか云ふ御話でありますが、さう[illegible]したのではありませぬ、官吏は五割と云ふ[illegible]ありませぬ、最上級の者には一厘も増給を致さぬ、段々上に薄く致し下に厚く致して、最下級になれば十割十割以上にも當つて居る、昨年は五割であつた、今年は十割に増すと云ふ一概の御議論では少し私の申したことと違ふ、上に薄く致し、下に厚く致して其の厚い部分は十割と云ふことであります、財源がないと云ふことを簡單に申した譯ではありませぬ、政府の財政の範圍に於てはさう無限に増すことも出來ないから、今日の程度に止めたのであると云ふことを申したのであります、それから地方の自治體に付て訓令を以て増俸させることは、自治體の精神を害しはしないかと云ふ御議論でありますが、それは自治體を破るやうなことを致しては行政上の本旨に適ひますまいと考へますが、併し官吏の増俸を致す、國庫支辨の者に増俸を致します以上は、地方費支辨の者にも相當の増俸を致さなければならぬのであります、故に地方費の許す範圍に於て矢張り大體比例の取れるやうなる増俸を致させたいと云ふ、それが爲に訓令を發して居るのであります、訓令の本文は内務省より出したものであるから、私は承知いたしませぬが、趣意は分つて居るのであります、さう申すものは國庫支辨の方は國庫の財政の都合に依つて出來ますけれども、地方費は左様に參りませぬから、地方費の制限も前議會に於て多少緩められ色々なる手段を攻究して此地方費の支辨に係るものの増俸を圖つたのであります、此案を提出いたした時分には江木君などは非常に御論じになり、小學教員其他を此儘に措くと云ふことは怪しからぬと云ふやうな御議論であつて、御尤もの御議論である、非常に困窮を訴へる、是ではいかぬと云ふことでありましたから、教員其他地方費に依つて支辨するものを各種の俸給者に増俸を取計らつたのである、此増俸をさせやうと致せば、一面に地方費の制限を緩め、一面に地方官より五割なり、四割なり、兎に角官吏の増俸に適するやうな増俸をせよと云ふ訓令を出すのが當り前と私は考へるのであります、一方には増俸をしなければ地方費支辨のものは非常に困難いたす、之を救ふ爲に増俸をせよと云ふ訓令を出せば自治體を

害すると云ふ御議論では甚だ當惑いたす譯であります、是は監督官廳は下級官廳に向つて……下級團體に向つて相當なる訓令を出す職權があるのであります、自治體の精神を破らざる範圍に於て相當なる計畫を立てて是等の人々を增俸をせよと申したことは決して自治體を害した譯でも何でもないと私は思ひます、今日の時期に適する相當なる處置ではあるまいかと思ふのであります、又物價が大體に於て騰貴いたして低落いたす時期は何人も其の時期を豫言いたすことは出來ないのであります、けれども物價は騰貴しても騰貴の極度に達すれば低落いたし、低落の極度に達すれば騰貴いたすのは經濟界の常態であります、故に其騰貴の場合に於いては此低下せしむることを十分努めなければならぬが、之を努むる他の一面に於ては現に騰貴の爲に困難を致して居る者には相當の手當其他に依つて之を救濟するの途を講ずるのが當然のことと私は考へる、此點に於ては政府は遂に非常なる効果を擧げることの出來ないのは遺憾と致して居りますけれども、其手段方法の有り次第に此點に向つては十分なる施設を致す積りで居るのであります

○江木千之君　教員の手當に付ては七割を給せらるるも尙ほ大に不足を感じて居るのであります、併し之が爲に自治體の行政を紊り、其負擔の上に於て無理をすると云ふやうなことがあつてはならぬと云ふことは、此前の議會に於て地方稅制限を議する場合に政府の聲明まで得て置いた位である、決して本員等は教員の增俸の爲には自治體を壓迫するも已むを得ぬと云ふやうな考は少しも持つて居らぬのであります、增俸は十分にしなくてはならぬが、必しも自治體の負擔のみに迫らずとも方法はあるであらうと考へる、臨時教育會議の決議もあり、必しも自治體を強迫するのみに依ると云ふ考は有たないのでありますが、唯今のことは先づ其邊に止めて置いて、次に伺ひたいことは政府は此度國防充實の爲に增稅をすると云ふことを申して居られる、是は斯樣にも申される、政府は物價騰貴の爲に經費の增額を要するものが數億圓に上るんである、之が爲に其財源に充てるが爲に增稅をする、と斯う申されるのである、併し言葉の立て方に上手下手がある、國防充實の爲に增稅をすると云へば人の氣受は洵に宜いのである物價調節は色々やつて居るが思はしく行かぬ、其の爲に非常なる增費を要するから、之が爲に增稅をすると云つては人の氣受は洵に宜くない、併し是は何れも偏して居る、之を極く公平にものを言ふならば來年の豫算に於ては物價騰貴の爲に經費の增額を要するものが數億圓に上るんである、又國防の充實も此儘にして置かれぬから之を實行しやうと思ふと、年に依つては一億圓近い金が要る、年に依つては一億五千萬圓も臨時に要ることになるのである、斯う云ふ費用が積つて歲計の上に不足を生ずる、依つて增稅をするんであると云ふことが、是が最も公平なる言ひ方であらうと考へる、政府は決して議員國民を瞞著なさる御考は毛頭ないと云ふことは本員は信じて疑はぬのである、併ながら言葉の立て方は餘程上手になさつたと考へる、例へば今茲に小利口な人間がある、是が將に晝飯を食ひに行かむとして居る懷中を見ると晝飯を食つて酒を一杯飮みたい、それで持ち合せで先づ酒の代を差引いて置いて、さうして辨當を食ふのに金が足らぬ、貸して呉れと云へば人間が飯を食はずには居れぬと云ふ感を人が起すのである、若し之を下手に先づ辨當を食ふ代を差引いて、酒を飮む方の代が足らぬ、晝飯に酒を飮まうと思ふが金が足らぬ貸して呉れと云へば人の氣受が惡いのである、併ながら事實に言へば酒を飮むから辨當を食ふに金が足らぬから金を貸して呉れと云ふことであらうと思ふ、政府の計畫も之に類するなからむやである、是は此財政計畫を議するに付て最も其根本の問題であると考へますから、一應御說明を承つて置きたい。

「國務大臣原敬君演壇に登る」

○國務大臣(原敬君)　財政……豫算に關係を致しますから大藏大臣が御答いたした方が詳細に御答は出來やうと思ひますけれども、唯今御質問の御趣意は主義論のやうに承りますから、私より御答して一向差支ないと思ひます、國防充實の爲に國稅の增收を計るのは已むを得ぬと云ふのは政府の主張であります、それに對してそれは巧にものを言ふのである、實際はさうでないと云ふ御議論でありますが、決して政府は左樣な瞞著手段を用ひて居ると信じないと仰しやりましたが、無論決してさうでない、試に豫算を御覽下されば明瞭であります、海軍の計畫は八年、陸軍の計畫は十八年是だけに亘つて國防充實の計畫を立てますのは、如何に致しても財源に不足を感ずるのであります、物價が高いから此金を增したのでない、計畫があるが故に增したのである、併し此計畫の當時は物價は顧みなければならぬ、故に大正九年の豫算は時價を基礎として割出して居ります十年後に至つては時價を基礎として居らぬ、又數字を御覽下さい、是が物價騰貴の原因で是だけ金が要る、此計畫に付て是だけの金が要ると云ふことは、豫算に付て御覽なされば明瞭するのである、決して巧に物を言つて實際に遠ざかつた說明をして居るのでありませぬ、如何に致しても、國防充實は目下必要のものと考へて云ふので、是だけは致さぬければならぬのであります、尤も此上に完全を期しますれば、今少しく計畫を進めたいと云ふ點も海陸當局者に在ると思ひますけれども、是は國力を考へなければなりませぬ、將來に亘つて財政の長き基礎を立てますには、さう完全には參りませぬから、已むを得ず今日の程度に止めて居るのであります、是は無論に何等侵略的の意味の無いと云ふことは屢々繰返しましたから、是は皆さん御承知のことで重ねて申しませぬが、國を維持して行きますには、歐洲大戰の關係から見ますれば、少くも是だけの計畫を致さなければならぬのであります、それに要する費用は如何としても今日の情勢では多少の增收をしなければいけませぬのであります、其增收の豫算を御覽下されば是だけは物價の騰貴に依つてやるので、是だけの部分は物價の騰貴に依つて致すのでないと云ふことは分るのであります、此點に付て詳しく此所で御承知相成りたければ此場合でも……豫算委員會に於て、大藏大臣より申しますが、原則の上から是だけ申して置きます。

○江木千之君　私の御尋した點に付ては唯今の御答辯は觸れて居らぬと考へるのであります、茲に内示會で渡されたる、豫算がある、是が若し十億圓の經濟であつたものが、來年も十億圓の經濟を續けて居るなら增稅は尤である、唯國防と云ふものを來年新にやらうと思ふが、其金が無いのであるから、增稅に國防充實の爲と云つて宜しい、併し來年金を多額に要すると云ふことに付ては、第一に物價騰貴の爲に要すると云ふ數字が十億圓に上つて居る、それから國防充實と云ふことに要する爲に又一億内外の金を要するのである、是だけの金を支出しやうとしては歲計に餘裕が無いのであります、それ故に增稅すると云ふことは明なことである、物價騰貴の爲に幾ら要る、國防の爲に幾ら要る、斯う云ふことを計算なさるのが、是は支出の方の勘定である、其支出に對する歲入が足らぬのであります、歲入は何で足らぬか、是は言葉を巧に言へば國防の爲に足らぬとも言へる、又拙にやれば物價騰貴の爲に足らぬとも言へる、兎に角足らないと云ふことは、兩方の原因から出て居ると云ふことは明であると考へますが、是は何れ又豫算會議に於て質問の際に詳細の御答辯があらうと考へますから、次の問題に移らうと考へます、現内閣の施設は如何にも不徹底であると云ふことを私は考へるのであります、若し物價調節は到底力に及ばずとせらるるならば、此騰貴したる物價の下に、即ち物價暴騰の際に於て、國民をして其事を議せらるるやうに、盡力せられなくてはならぬと考へるのである、然るに政府は此……或は中產階級の窮迫を、

「副議長侯爵黑田長成君議長席に著く」

小農の衰微とか、或は中產階級の窮迫を救ふ上に於て、徹底的に力を致された所は無いのである、殊に政府が直接に手を下して、救濟しなくてはならぬことに付ても、不十分極まるのである、政府が打遣つて置いてはならぬ、直接に手を下さぬければならぬことがあるが、其事に付ても不十分極まるのである色々ありまするが、其一例を擧げれば、恩給受領者の救濟法の如きものは、其著しい現象であると考へるのであります、今文官の判任奏任の恩給の如きは是如何にも少額であつて、殆ど問題とすることは出來ないから、暫く是は除きまして、文官に比すると幾分か武官が割合が宜い所の、此の軍人の恩給に付て考へて見ても、大尉の恩給は僅に三十一圓に過きないのである、けれども、大戰爭前には……大戰爭前の經濟狀態ならば、一家四五人の米代は十圓餘り支出すれば足りたのである、米代を差引いて尙ほ二十圓近くの餘裕があつた、他の生活の必需品を辨ずることが出來たのであります、今日では政府の計畫通りに三割を增加して見た所が、四十圓にしかならぬ、米代が……米を買ふだけが漸くであると思ふ、迚も生活を續けて行くことが出來ない有樣である、それから佐官級になると、少佐の恩給で月額が四十九圓である、之に三割を增加した所が六十五圓未滿である、稍々巡査の收入と匹敵するのであります、

之を大尉の俸給に比すると二十圓餘り多いのでありますが、佐官級の生活は、尉官等に較べると更に困難である、尉官級の人は身分も輕いからして、種々の被傭人になると云ふことも出來るのでありまするが、佐官級の人は上長官と言はれた身分でありまするから左樣には參らぬのである、併しそれにも拘らず種々の內職などに從事して居る者などがあつて、誠に憫れな狀態であるのである、今私が實地に就いて取調べた所は政府筋に於ても餘り御承知はあるまいと考へるのであります、三四の例を以て御勘考を煩はしたいと考へるのでありまするが、少佐が親子で封筒を貼つて生活の糊口の資を求めて居る者がある、其處に私の知つて居る者が在鄉軍人會の會費を取立に行つたが、固より軍人のことであるから會費を怠つてはならぬ、納めたいのは山々であるが、如何せむ此狀態で今會費を納めることは出來ぬから、どうか延して吳れと云ふことを聽いて語を返すことが出來ず歸つて參つたと云ふやうな例があるのである、又是も同じく少佐であるが、村役場の徵稅令書の配達を致して居る、村役場で指圖をする者は誰であるか、會計係は誰であるかと云ふと自分の從卒同樣の部下であつた者が會計係をして、それが指圖をして徵稅令書の配達をさして居ると云ふやうな有樣である、友人が見てそれだけは止めてはどうかと忠告した所が、止めては食ふことが出來ぬと云ふことで是も致方がなくやつて居ると云ふやうな有樣である、又保險會社の勸誘員になつて居るやうな者も少くない、或は出版物の賣廣めに從事して居る者がある、是等の類は種々あるのである、少し極端の例のやうでありまするが、少佐にして下駄の齒入をして居ると云ふやうな者が現に小石川邊にあるのである又同じく少佐で勞働硏究と稱へ印絆纏を著て細の帶を結んで働いて居る者がある、勞働硏究と云ふのは是は名前を善くしたのである、是は極端の例であるやうでありまするが、何故斯の如き有樣に陷つたかと云ふことを調べて見ると、事業に失敗したと云ふことである、事業に失敗したと云ふ事は慣れない事に手を出したと云ふ事は自業自得と云ふやうな感も起りますが、又其原因に付て調べて見ると甚だ同情すべき點があるのである、上長官とも言はれた身分であるから會社などに行つて全くの被傭人になると云ふ事は如何にも進まない、で或は恩給證書などを質に置いて少しの資金を得て之を會社に出して少し品の善い被傭人にして貰つたと云ふやうな事が原因である、所が此會社が思はしく行かない實業に明るい者は株を賣つてずん／＼逃げて行く恩給に生活して居つた者がさう輕薄なことは出來ぬ、一日一日日を送つて居る中に遂に會社は倒れて今日の境遇になつて居ると云ふやうなことで、如何にも同情すべき點はあるのである、又尉官佐官級を通じて三度の食事の中の一回は粥にしたと云ふ者は私の承知して居る所では少くないのであります、是から少し少將の階級の所に於て申しますか、少將にして恩給の月額が百三十圓であるのであります、今日は物價が三倍にもなつたと云ふ有樣なるが、內閣の諸公は是等の人は如何にして今日を過ごして居るかと云ふことを御承知になつて居りませうか、實際に付て調べて見ると誠に危ない加減で僅の調子で今日を維持して居る有樣である、先づ一番打明けた話を聽いて見ると物價は三倍になつたが、家賃はまだ二倍にはならぬ此借家に居られる間は先づ家の方はどうか斯うか行かれる、子供の授業料はまだ二倍にはならぬから物價は三倍になつてもまだ授業料には影響して居らぬと云ふことも屢々聞いて居る、又衣服なども非常なる値段になつたが、是は今迄持合せがある、是が破れる迄は之を著て居るのである、新に求めることはしないと云ふやうなことで今日を維持して居る、又東京附近に住居の者は從來家を持つて居つた者なども私の見る所では大概之を賣却して更に郡部に深く退いて仕舞つて居る、從つて子供の教育などには非常に困難をして居る有樣である、併し將官級のことに付ては將官の面目にも關係するから此以上のことは私は此席に於て申すことを好みませぬが、在鄉軍人の生活狀態に斯の如き有樣であつて到底恩給の三割增をした位で生活を續ける有樣ではないのである目下在鄉軍人の外形に現はれた有樣は頗る靜肅でありまするが、彼等は誠に穩なる態度を以て貴衆兩院に向つて恩給增加の請願書を提出して生活の安定を得やうとして居るのであります、過日の本願寺に於ける在鄉軍人等の運動方法の會の如きは私共は却つて上官が言つたり何かするよりは我々共が言つた方が幾らか利き目があると考へるのである、今日の在鄉軍人の擧動には敬服して居る、どうか暫く靜肅にやつたら宜からうと云ふことを吳々も申して置いたのである、幾らか殺氣は帶びて居りますが、先づ靜肅であつたと申して宜しからうと思ふのでありますが、今日は國民が此の政府は威嚇すれば何でも言ふことを聞いて吳れると云ふ感じを持つて、或は判任官に至るまで集つて大臣に增俸を迫る、甚しきは年末賞與の催促、威嚇して年末賞與を得やうとして居る氣味もある、地方などでは之が爲に態々府縣會を開いて年末賞與を增額すると云ふやうなことである勞働者の「ストライキ」所ではない、斯う云ふやうに社會は威嚇を以てすると云ふやうな有樣である、學校の生徒までが昇格運動で主務大臣を威嚇するやうな有樣である、此有樣の中に於て腕力の一番ある在鄉軍人が一番おとなしいのである、流石に日本の軍人であると云うて私共は面會する每に讃辭を述べて居るのでありますが、併し其精神狀態は最早今日では非常に變化を來たして居るのである、是は私の明に認むる所でありますが、政府は既に計畫せられたる如き淺薄なる待遇法を以てして其滿足を得ることが出來ると考へられるのであるか、彼等をして今後能く靜肅を保たしめることが出來ると云ふ御考でありませうか、責任を取つて是は靜肅が保たしめると云ふことが出來ると云ふのであるか、此點に付て第一に總理大臣の御答を得て置きたいと考へるのである、加之今日の在鄉軍人なるものは國防計畫上に於て極めて重要なる位置を占めて居る、即ち一枚の召集狀が到來すれば直ちに飛んで出て行かなければならぬ、戰線に立たなければならぬと云ふことは是は申す迄もないことでありますが然るに斯の如き腹のへつたへと／＼したやうな在鄉軍人を捉まへて、國防の充實を全うすることが出來ませうか、先きに進むばかりが充實ではないので、顧みて有事の日に用に立てなければならぬと云ふ是等の者を待つに相當の方法を立てられるが必要ではないか、總理大臣は今度の增俸の如きは下に厚く、七千圓以上の者には一錢も增さぬ、下の方は十割、十何割增すと云ふことを誇り顏……と申しては失禮であるが、屢々高聲に仰せられて居るのである、是は如何である、上下通じて三割、三十圓の大尉が四十圓になるとして此生活が續けられる、軍服も備へて居らなければならぬ、有事の日にどうして是等が用に立つのであるか、此點に付ての御答を願ひたいのであります、上來述べました所は、在鄉軍人のことに付て申したのでありますが、是は一の例證を擧げたに過ぎないのであります、要するに政府は物價[illegible]に付て[illegible]る政策を行はれることが出來ないのみならず、此騰貴せる物價の下に國民をして其所を得せしめるの措置を執ることも爲し得られぬのである、[illegible]の施設は不徹底極まると考へられる、今や政府は[illegible]不徹底極まる施設を本として各般の法律案や、豫算案を提出して當議院に向つて贊成同意を強ひられるやうでありますが、之を強ひられるのであるか、將た之を徹底ならしめる爲には十分妥協の餘地を存せらるるのであるか、此點に付て總理大臣の判然たる御答を伺ひたいと考へるのであります。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 唯今江木君の長き御質問でありましたが、要するに恩給者に付て、殊に軍人の恩給に付て縷々御述になつたのであります、之に付ての御議論は御答へ致す必要もありませぬ、又政府の措置に付て御非難のやうな意味もありましたが、是も強ひて申す必要のないことで、併ながら大體に付て御考慮を願ひたい、恩給に衣食する者は文官、武官を通じて數萬人に達して居ります、此中より武官の文官より少し宜しいと云ふことも江木君の御演說中にありました、併しながら此武官中の極めて困難いたして居る者を數多擧げられ御議論でありました文官に付ても武官同樣唯今御擧げになつたやうな困窮いたして居る者を擧げますれば幾人でも擧がりませう、非常に困難いたして居る者は多數の間には幾つもあるのであります、之を悉く擧げて如何にも悉くの文武恩給者が悲慘なる狀態にあるが如く論ぜられるのは彼等自身の體面も考へ、國家の體面と云ふことも考へ、私共は彼等に極めて同情は致しまするけれども、其中の極端に悲慘なる狀態にある者のみを擧げて、依つて以つて諸君に增俸の御協贊を得やうとは考へて居りませぬが、是は御互に言はずとも困つて居る者の現狀は察してやらなければならぬ、それを悉く悲慘なる狀態にあると云ふことを申すのは國內のみならず、國外に對しても如何なものであらうか、是は私は餘り其悲慘なる狀態にある者も其中にあると云ふことは承知いたして居りますが、之を述ぶることを好まぬのであります、又御擧げの中に色々どう云ふ階級にある者は是だけの俸給しかない、衣食が出來ぬぢやないかと云ふやうなことを、

屢々御述になりましたが、之を一々論辯する必要はないのであります、が御參考に申しますが、御議論の御趣意に付て、軍人の例を御引になりまして、將官の恩給が百何十圓そこ〳〵では生活が出來ぬではないかと云ふことでありましたが、現に國務大臣の恩給が百何十圓ではありませぬか、比較の取りやうに依つては優遇にも薄遇にも見られるのであります、それを悉く色々な比例を取られて論ぜらるると云ふことは、恐らく心ある文武官恩給者は、迷惑いたして居るでありませうが、併ながら決して我々は、彼等を不問に置くものではありませぬ、國家としては現職者に相當なる增俸は已むを得ぬのでありますが既に恩給を受けて居る者は、退職して恩給を受けた其當時の恩給法に依て割出した所の恩給より外受けられぬと云ふことが原則であります、原則ではありますけれども、事情に於ては現職に居る者が增俸を受けることになる以上は、退隱いたした者にも、相當の程度に於て增俸いたすが適當であらうと考へて今回の豫算に於ても、文武恩給者に對する增加の費額を計上して、御協贊を經ることに致して居るのであります、是は外とは少し別なものと考へて居る、且又先刻も申した通り、假令物價が下落いたしました所で、國民生活の狀態は、段々此數十年の有樣を考へまするると、以前のやうな俸給では、衣食が出來ぬと云ふことに見けるのでありますから、官吏に增給いたすと同時に、恩給者にも財源の許す限に於て相當なる增額をしやうと思つて、今日此豫算に計上して居ると云ふやうな次第であります、決して彼等を不問に置く次第ではありませぬ、困難いたして居る者の狀態を知らぬのでもありませぬ、併し中には困らぬ者もありませうが、若し困らぬ方の例證を江木君の如く擧げたならば、一人も增額する必要はないと云ふことの結論になるでありませうが、それは決して當を得たものではない、決して之を以て足れりとは致しませぬけれども、財政上又さうは參らぬのであります、それで之に對する相當の增給をしたいと云ふことになつたのであります、それから最後に、一體協贊を強制するのであるか、妥協するのであるかと云ふ仰せでありますが、政府は議院に向つて協贊を強制すると云ふやうな、左樣な心は毛頭持つて居りませぬどこまでも和衷協同の精神に依つて、相當に腹藏なく意見を吐露し、法律にしろ豫算案にしろ、相當なる所で御協贊を得たいと考へるので、決して無理に議會を強ひて、協贊させやうと云ふ考は毛頭持つて居りませぬ、飽くまで和衷協同の精神で參りたいと云ふ考を持つて居ります、言葉は御尋のありました通り、簡單に申せば妥協と云ふことになりますが、併ながら政府の提案の精神は、どちらになつても宜しいと云ふ、無責任なる考は持つて居りませぬ、十分意思のある所を御了解になつて其案に御贊成あらむことを希望いたすのであります

○江木千之君　妥協の餘地があると云ふことでありますから、是は又其法律案なり豫算案なりに付て、篤と意見を述べたいと考へます、其次に伺ひたいのは、物價調節の具體的方法に付ては、專門學者の意見、新聞紙上に現はれた論說經濟界殊に商業會議所の決議等に依つて、輿論の歸著する所と認むべきものが少なくないのでありますが、政府は何故に之を採用實行せられぬのでありませうか、今四五の例を擧げて、政府の御意見のある所を承りたいと考へるのであります、第一には生活必需品の公定價格を定むることは、何故に之を實行なさらぬのでありませうか此事に付ては歐米諸國孰れも、相當の制度を設けて居らぬものはないのであります、殊に英國の如きは昨年八月より公定價格を定むる法律を制定して之を實行して好結果を見つつあるのであります、又英吉利は東洋の植民地に於ても、現に一升七十錢にも達した米價を、公定價格を定めて之を三十錢に下落せしめて居る、東洋に在る英領の人民は、斯樣な安い米を手に入れることが出來て居る、總理大臣は物價の調節をすれば、折角發達した貿易を阻害すると申されるのでありまするが、孰れの國でも物價の調節は外國貿易には關係するのである、それ故に亞米利加の如きは物價調節に關する「ウェッヴ、アクト」なる法律を出して居る、此法律は物價調節は是は國內に對してのことで、海外の輸出品には少しも適用しない、幾らでも勝手に高く賣れと云ふのが、「ウエッヴ、アクト」の規定である、又英國の如きも物價公定價格を定めて、此公定價格は、是は外國貿易には無論適用するものでないと云ふことを、法律で定めて居るのであります、さう云ふ斟酌なしにやれば、外國貿易に障ると云ふことがありませうが是は種々の事由に依て、又相當の定め方があらうと考へるのでありますが、公定價格と云ふものは我國に於てはどうして是は定めることが出來ぬのでありませうか、是は風聞に屬しまするが、大藏大臣は既に公定價格を定める案を作つて內閣に提出して、總理大臣か之を斥けて容れられぬのだと云ふことを承りましたが、是は風聞であるから、どちらでも宜しいのが、どうしても此公定價格と云ふものを定めることは出來ないのであるか、總理大臣の御意見の在る所を伺つて見たいと考へるのであります。

「國務大臣原敬君演壇に登る」

○國務大臣(原敬君)　江木君の公定價格の問題でありまするが、是は半ばは學問上の理論上の問題、半ばは實地問題でありまするから、それらの事を喋々此所で私が申すのは甚だ私の好まざる所でありますが併し何故公定價格を採用しないか、是非公定價格を採用せよと云ふ議論も、別に世間の一部にはありますが、國家の輿論であるかどうかと云ふことは疑なきを得ないのであります、殊に大藏大臣が閣議に提出して私が斥けたと云ふのは、何かの風聞でございませう、世間には色々な說がある、兎角斯う云ふことは度々傳はることでありまして、事實さう云ふやうなことはありませぬ、固より私は、各大臣銘々に意見がありましても、相當に廟議が纏まりませぬければ實行いたしませぬから、一部々々の說がありましても差支はありませぬが、さう云ふやうな說があつて、私が採用しないと云ふことはありませぬ、併し公定價格を定めると云ふことは非常に困難な問題であります、例へば米の一例を以て致しますと、米は幾らに定めれば宜しいのでありませうか、之を定むるに當つては、東京に於ては何十圓、仙臺に於ては何十圓、鹿兒島に於ては何十圓と云ふ各地に於ける米の相場を定めなければなりますまい、それも上等に付ては幾ら、又中等下等と階級もありまするから、皆其價格を定めなければなりますまい之を定むると云ふこと既に非常なる困難な事實であります、而して之を定むれば漸々米が出て來て都會邊りが米が潤ふかと云ふことに至ては、銘々の見込はありませうが、さうすれば米はどん〳〵出て來ると想像する人もありませうけれども既に一定の相場があつて其相場であれば賣り得られるものとすれば、銘々の都合に依つてはどん〳〵米を賣り出さぬと云ふこともあります、其時に市場は如何なる狀況に陥るかと云ふことも考へなければならぬ、又唯今江木君の御議論の如く、亞米利加では外國輸出を構はぬ、內地のものだけを取ると云ふことでありますが、假に左樣な說を採りまして、生絲は外國に輸出をするものでありまするから、四千圓以上に騰つては……それ以上騰つても多々益々制限を與へないで置くと云ふと、さうして均しく農民の作る米には非常な低價に置きましたら、養蠶の景氣が好いから、米を作るよりは養蠶をする方が利益だと云ふことになるのであります、現在に於ても養蠶地を御覽なされば分る、當年なども養蠶が……絲が高くなりましたならば、麥其他を作る所の畑地は如何なる狀況になるかと云ふことを、篤と調査を要すると云ふことは、私考へて居る位であります米は非常に不利益なるに、絲が非常に有利なものとなりましたならば、自然の狀態として有益な所に仕事が移つて、不利益なものは減少すると云ふ結果を見ると云ふことは、速に分る話であります、斯樣に中々此經濟界は複雜なものであります、故に一面には物價の低落を圖る爲に調節を致さなければならぬ、が一面には產額の增加を致さなければ効力は無いのであります、故に私が米に付て一昨年以來執りましたのは、其分量を增加するには、差向き輸入に依つて增加するの外はありませぬので、外米輸入に努めた、けれども邦家永遠の策として何時までも外米に頼ることは出來ませぬから急速には其効果がないから外米を輸入するが、永遠の策としては、開墾を奬勵して產額を增すより外に致し方ないと考へる、之が爲には色々の計畫も致し、開墾助成法は無論御協贊を得ましたが、其他にも出來得るだけの方法を以て米の產額を增加いたさうと考へました、一時の急は輸入に依つても或は凌がれますが、永遠の策、殊に國家有事の秋を考へまするると此產額を增加いたさなければ安全を保たれませぬから、永遠の策としては米の產額を增加するに努めて居るのであります、で分量を增加して豐富に致せば、値段は從つて之に依つて低落いたすと云ふことは、執るべき道であると考へまするが、產額に構はずして値段のみを下げやうとするのは恐らく目的に反したる結果を見やう、又列國のことも段々御研究のやうでありまするが、列國と申した所で千差萬別色々ありまする、けれども大體を通じて、彼の地に於ては戰爭中物資が不足いたしたのであります、不足いたしたが故に騰貴を致す、從つて國家が之に立

入つて援助をさせなければならぬ必要に迫つたのであります、日本では物が不足したと云ふ次第ではない、大體に於ては……尤も其中米の產額が不足いたしまして、外米を以て補ひ以て需要を滿たすことになつたのでありますが、其他のものも其通りで、必しも不足いたしたと云ふ次第でないのであります、故に彼の地と日本とは狀態の異なると云ふのは茲にもあるのであります、又公定價格を設けて居る國々も、果して完全に行はれて居るや否やと云ふと、行はれて居らぬのであります、何か背いた物で見たやうにはなつて居らぬのであります、是は容易に出來やうがないのであります、又物價を公定いたしたことは古い昔にはあるのでありますが、目的を達してないのであります、之が爲めに產額は減少いたす、色々な變動にも遭遇いたして、遂に公定價格を撤廢いたした實例もあるのであります。故に公定價格と云ふものは必しも原則として否認すべき次第ではありますまいけれども、此の複雜なる經濟界に向つては、容易く行はれる問題でありませぬ、故に政府は是れ等のことも考慮いたし攻究いたさないではありませぬけれども、茲に直ちに物の價を定め、何は幾らに賣らう、何はどうと云ふやうなことを定むるのは、容易ならぬことゝ考へます、又殊に是こそ生活狀態安定の點からも如何であらう、國民は需要者のみではありませぬ、供給者も多數なければならぬことは喋々の辯を費す迄もないのでありますが、それらのことは需要供給の狀態を考へずして、直ちに物の價を何か法令の力に依つて一と度定めれば其の通りに物價が行はれるものと云ふことは、見易い問題ではありませぬ、故に今日まで政府は、公定價格を決めると云ふことを實は致さずして、尙ほそれが爲に如何なものであらうかと苦慮し、研究を致して居る次第であります、此事情を申上げましたならば御了解を得るだらうと思ひます。

○江木千之君　時刻が段々切迫いたしまするから、此以上問答は重ねませぬ、色々研究して居ると云ふ相變らずの御答でありまするが、實に日暮れて道遠しの感を生ずる論であります、尙ほ輿論の望む所と考へる箇條を擧げて政府の御意見の發表を願つて置きたいと考へますから、數箇條束ねて御尋を致します、第二の輿論は通貨收縮の一策として金利の引上を必要として居るのでありまするか、政府は之を實行せられぬのはどう云ふことであらうか、此點に付て伺ひたい、第三には一般は郵便貯金の利子の引上を急務として居るやうでありますが、政府は此事も一向實行せられぬのは是はどう云ふ譯でありませうか、第四に一般の論は海外放資を甚だ必要として居るのでありますが、政府は今少し手を著けられさうなことであるに拘らず、其事のないのは如何でありませうか、第五に兌換券發行方法を改めて比例的準備の方法に準據して兌換券は其幾分の正貨準備を要すると云ふことにして、內國に在る正貨に限ることにしろと云ふ、此一般の議論に對して政府は何故に之を採用せられることが出來ないのでありませうか此數點に付て御意見を願ひたいと考へます。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君)　唯今御尋の第一は通貨收縮の一策として金利引上を應用することは輿論だと云ふことでありましたが、而して政府はなぜ其策を採用しないか、斯う云ふことに承りました。通貨收縮の目的の一策として、金利を引上げると云ふことは雜誌新聞等に見えますが、私は之を以て輿論とは認め得ないのであります、而して金利のことは政府己れの都合の宜いやうに高下すべきものでないと考へます、固より戰爭の時代、國家非常の場合に於て總ての國民の利益等を犧牲にしても、國家の爲に統一して施設せにやならぬと云ふやうな場合に於ては是は政府獨り政府の都合を顧みて、それに依つて金利を高低すると云ふことは有り得ることであります、金利どころではない、資本の動員すらする場合もあるのであります、併ながら平常の時に於きましては金利の動き方は一般金融界の情勢に依つて上つたり下つたりする譯のものであつて、獨り政府の都合で動かすべきものではないのでありますからして、此金融界の情勢を常に測量し豫測し、此事に付て專ら注意を拂ふものは即ち中央銀行であります、而して此中央銀行なるものは又一般の銀行の金融の狀態等に依つて時に依つて警戒を加へる爲に金利を上げる、或は又經濟界が消沈して居る場合に多少金利を弛めて以て事業等の起り易くすることを圖ると云ふやうな事は、平常の時には先づ政府として中央銀行に聞くのが當然であります、又さうして此中央銀行なるものは中央銀行ばかりの考で動かすものでない、全國の金融業者の狀態金融界の有樣、其時の人氣等に依つて上げたり下げたりする譯のものであります、それ故それ等の聲に依つて動くべきものであります、それ等の聲を以て私は輿論と見る第二は郵便貯金の利上、是も一部に於て聲が聞えますけれども、是は矢張り何れかと云ふと、抽象的理論家の主張である、實際を御覽なさい、日に月に矢張り今日の利率に於て貯金は殖えて行くのであります、郵便貯金に依つて金を蓄へやうと云ふ人の種類は其金の利廻りの多きを望んで來るのではない、如何なる變動があつても政府に預ける……預けたものは無くならない、安全に保管をして貰ふ事が出來ると云ふ部類であるのである、故に昨年以來政府は三等郵便局に於て國庫證券を賣出して居る、即ち此郵便貯金の爲に來る窓口、之を受ける窓口に於ては國庫證券を賣る、國庫證券は短きは一箇年、長くて三箇年、左樣なものもあるのであります、而して其利廻りは時の金融界の利息を標準として定めるのでありますからして、是までの所では六分餘になつて居ります同じ窓口へ來て、一方に於ては六分餘の利廻りであります所の確實なる政府の證券を賣つて居る、一方に於ては四分八厘の利息の預金を受ける同じ所でありますから、政府の初めの試みに於ては或は郵便貯金を引出して此短期の利廻りの宜い方に向ふやうなこともあらうかと云ふことを幾分懸念して試みましたが、更に左樣なことはない、六分以上に廻る所の證券も能く賣れる、さうして四分八厘の低利で預かる所の貯金も月々殖えて行く每年十二月は、貯金はどちらかと云ふと殖えない方、昨年の如きは四百萬圓ばかりでありまして、前月の千萬圓以上に比べますと云ふと、著しく減つて居りましたが、一月になりましては、此中旬に於て既に千五百萬圓に殖えて居るのであります、左樣なことでありますから、實際から見まするど今日郵便貯金の利息を上げて、他の貯蓄機關と預金機關と競爭する必要はないと、政府は認めて居るのでありますから、其利上は致さぬのであります、それから第三に海外放資を必要とする輿論がある、何故に政府が海外放資をせぬか、是も理論家の主張としては、度々新聞や雜誌に私は拜見するのであります、第一に海外放資と云ふことは資本を海外に投ずるのでありますが、何事を指して云ふか、江木君は政府の海外投資を求められるのであるが、政府としては或る場合、國家必要の場合の外は、國の財源を歳入を以て投資は出來ない、又左樣な場合に於ては、所謂議會の協賛を經なければならぬものであります、併し政府に於て[illegible]のは、蓋し預金部のことであらう、[illegible]入で投資の出來ないことは御承知である、預金[illegible]常に海外投資をして居ると云ふことは、[illegible]つと申上げました通り、一つは必要からして[illegible]て投資をして居ると云ふことは、海外に於て[illegible]萬圓の正貨を有つて居ると云ふことは、過日申上げましたが、是も矢張り海外投資である、今後在外正貨と云ふものは、預金部所有其他政府の剩餘金若くは一時の餘裕金を有つて居る、僅か比較的小部分が日本銀行の所有である、此海外に存在して居る所の正貨を、尙ほ今後維持する、或は殖やさうと云ふには、矢張政府としては預金部の力を使ふより外ないのであります併ながら預金部の低利資金と云ふやうな名前で、隨分各府縣其他種々の內政のことにも金が出ますからして、さう政府が今後海外の投資をする餘裕を見出さぬと私は考へて居る、海外投資の如きは、寧ろ國民に望まなければならぬ、私の觀察する所では、さうまだ國民は海外に亞米利加の如く思切つて多額の投資をする餘裕はないと、私は見て居る、第四には、兌換券發行方法に付ての準備、是も學說として私は聞いて居ります、併し此趣意は今御話の通り、正貨準備なるものは必ず內國に有たなければならぬ、海外に於て正貨を準備することはいかぬと云ふ論點のやうである、海外に於て正貨を日本銀行が有つ、政府の有つて居るものを正貨準備にすることはならぬと云ふことは、無論の話でありますが、さう云ふことでない、日本銀行が自分の勘定で以て海外に正貨を有つて居る、其金を正貨準備に入れてはならぬと云ふ論旨である、是は理論としてはさうありたくもあり、又さうある方が宜しいやうに考へる、今日の如く國際間の關係、經濟關係が密接になつて來ますと云ふと、何れの國でも中央銀行若くは中央銀行の働きをなして居る所の、米國「リゾール、バンク」のやうなものは、勢ひ自分の買入れ上、海外に正貨を有たなければならぬと云ふことは今日國際間の金融關係に於て、避くべからざることである、故に今日米國の準備銀行と雖も數億の正貨を海外に保管して居るのであります、是矢張り正貨準備となつて居る、日本銀行も今日では三億足らず

の正貨を海外に有つて居る、故に之を正貨準備に已むを得ぬ場合は用ひるのであります、之を絶對に日本銀行をして海外に正貨を持つ事は相成らぬ、持つてもそれを正貨準備に入れることは相成らぬと云ふことになつたならば、貿易を發展するに於て、單り正金銀行其他の、爲替銀行ばかりの後援では、如何にしても貿易の發展を將來望むことは出來ない、此爲替銀行の後援となつて貿易の發展を圖るには、矢張り中央銀行が最後の後ろ楯にならぬければならぬ左樣なことは、日本銀行として將來已むを得ず海外に正貨を持つ場合が起るのであります、それを絶對に正貨準備に入れることは相成らぬと云ふことは、理論の爲に實際を無視する、是は取るべからざる論と私は考へて居るのであります。

○江木千之君　果せるかな大藏大臣の御答辯は、豫期の通りでありまして、私の輿論と申したことを、新聞雜誌などの議論だと輕々に見られる、併し新聞雜誌に現はれた論と云ふものは、政府の御意見もあれば、實業上から議論をした結果も載つて居る、之を唯新聞雜誌は其媒介をするのである、如何にも新聞雜誌か何か拵へてあるかの如き、輕い問題と御考になつて居るやうでありますが、學者などの議論もあり、識者界の說もあり、殊に經濟界に於ける商業會議所などの意見と云ふやうなものも、是も唯學者の言ふことであると云ふやうなことで、さう氣樂に構へて居られては、此上迚も御尋をした所が駄目だらうと思ふ、唯今の御答は、帝國議會の速記に現はれるのでありますから、何れ是は又眞の輿論の判斷もあらうと思ひます、如何にも其中で、私の質問の趣意を間違へて喋々御述になつて居るやうなことは是は[illegible]に御氣の毒であります、海外放資と云ふことは、政府の金だから、海外に向つてなぜさう云ふことをしないと云ふことを、質問したやうに取つての御答辯でありますが、是は實は長い間御苦勞をかけましたが、是は私の御尋ね申した趣意ではない、唯今だけの御答が速記に載れればもう澤山であります、[illegible]議長に伺ひますが尙ほ續けて宜しうございますか、唯今正午のやうでありますが……

○副議長（侯爵黑田長成君）　まだ二十分や二十五分ぐらゐは、差支ございませぬ。

○江木千之君　もう物價問題は僅なことで濟みますが、次に外交問題に移りますから、是は三十分以上も費すことと思ひます、外交問題だけでも大分時間を要する積りでありますが……

○副議長（侯爵黑田長成君）　然らば此際休憩を致します。

午後零時一分休憩

午後一時十七分開議

○副議長（侯爵黑田長成君）　是より報告を致させます。

〔長書記官朗讀〕

昨二十五日第一遣外艦隊司令官より左の謝電を受領せり

海軍大臣より貴族院の陸海軍に對する決議を傳達せられ一同感激の至に堪へず茲に麾下將卒を代表し謹て深厚なる感謝を表す

○副議長（侯爵黑田長成君）　是より休憩前に引續きまして會議を開きます、江木千之君。

○江木千之君　私は午前に引續いて物價問題に關して今一問御尋を致したいと考へます、物價調節上必要なる事件と考へますのは、彼の綿絲組合綿布組合或は砂糖の組合「メリケン」粉の問屋組合大豆粕・大豆雜穀の組合小麥同盟會麩問屋組合と云ふが如き組合の先物賣買差金賣買であります、此賣買は誠に弊害の甚しいものであつて是が爲に物價を非常に昂騰さす事實があるのであります、例へば四圓の實價のものが七圓以上になつて居ると云ふやうなことは綿布に付て申してもさう云ふ事實があるのは、全く差金賣買の爲である、之に付ては大審院の判決もあり、十分に取締りをせられなくてはならぬことであらうと考へますが、そこに付ては一向政府は取締はして居らない、我が同僚の松室君が司法大臣たりし時には、此の取締をせられて、綿布の如きは爲に餘程下落したと云ふやうな事實もあるのでありまするが、政府は放任して少しも構はない、米穀の取引の如きは、保證金なるものがあつて空の賣買と申しても、程度があるのであるが、此れ等の組合は身元保證金も何も無い、無資產の者でも出來るのである、唯「ブローカー」を介すれば出來ると云ふやうな譯で、是が爲に非常に物價を釣上げて、現に其取引をして居る所の帳面をも取寄せて見たことがありますが、如何にもひどい有樣になつて居る、其中綿布のことに付ては、農商務大臣が當業者を喚んで相談されて、當業者が此邊なら宜しからうと云ふやうなことを言つたと云ふので一年を限としての先物賣買差金賣買は差支ないと云ふことにして公に認められたのであるから、弊害は今日に至つて益々甚しくなつて居ると云ふ有樣である、如何にも放漫であると申して宜しいか、政府の施設は無頓著極まる、偶々手を著けやうと云ふ場合には、取締を受けてはならぬ人間を喚んで、それ等の意見に任して、其相談で期限を定めると云ふやうなことをして居られると云ふことは、誠に其意を得ぬと考へるのでありますが、是は如何なることであるか、能く其御說明を承りたいと考へる、又綿布の如きは輸出の制限がどうして出來ぬのであるか、大戰爭前に二百萬圓の貿易に過ぎなかつたものが、今日は二億圓以上に達して居るのである、此輸出に付て多少の制限をしたところが中々歐羅巴などの實況から考へると、我市場を奪ふと云ふやうな狀況は、一二年の中には其氣遣ひはなからうと考へる、然るにも拘らず、之を全く不問に置いて居られる政府は物價調節の大切なる所には、少しも手を觸れられぬと云ふ有樣である、障はらなければ宜しいと云ふ態度にしか考へられぬのでありますが、此邊に付て一應御意見を伺つて置きたいと考へるのであります。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君）　唯今江木君の御質問に付ては詳細は農商務大臣より御答いたした方法が宜しいのであります、丁度唯今衆議院の豫算委員會に出席いたして此處に居りませぬ、御必要ならば後より詳しく御答を致すことに致したいのであります、併し大體は、唯今江木君の言はるるやうに放任をして置いたのでもなければ、無論さう云ふ差金賣買などの奬勵いたして居る次第でもないのでありますが、御尋は差金賣買とありましたが、先物賣買とありましたか、はつきり聽取り兼ねましたが、差金の賣買を致して居ると云ふ事柄では、取引所其他に關係を及ぼして、範圍が廣いことになりますが、綿絲綿布は先物取引であつた、即ち大正九年にあつて、十年其先の賣買をして居ると云ふことでありました、實物賣買と云ふことは、品物を買ふ賣るのでありますから差支はないのでありますけれども、如何にも先きに亘つて凡そ何れの國の取引にしても、一箇年を程度として自分の製造品を賣る、之を買ふと云ふやうなことがあるのでありますけれども、一年も二年も先物の約束を致すと云ふことは、商賣の原則に於ては理論上不適當ではないと申されませうけれども、實際に於て甚だ穩當ならざるもの、况や其產額以上製產高以上に賣買の約束をして居ると云ふに至つては尙更穩當ならざるもの、故に之に付て相當なる制裁を加へやうと考へたのであります、十分調査の結果彼等の穩當ならざる處置を改めさせやうと考へて農商務大臣が主もなる當業者を喚んで其の事を話し、彼等も御尤もな次第であるから、之を改めやうと云ふことになつたのであります、それから關稅のことであります、是は御承知の通りに、政府は穀物の輸入稅を全廢いたしましたり輸出を制限いたしました如き、段々關稅のことに付ても考へ及んで、急激に非常なることを致さぬやうに努めて居ると云ふに過ぎない、放任しては置かなかつたのであります、然るに唯今申すが如き、綿絲、綿布の如き段々騰貴しまして、日用品の缺くべからざるものでもあり、多少之に制裁を加へなければならぬものでありますから、關稅は綿絲綿布並に鷄卵牛肉其他の日用品もありますが、是は姑く措きまして、是等の諸物件に付て緊急勅令を發布することになりました、其場合に於て綿絲の輸出は止めましたけれども、綿布の輸出は止めないで、却つて綿布の輸入稅を免許したのであります、是は一應矛盾したる處置のやうにも聞えますけれども、實際は左樣でないのであります、綿絲は制限を致して相當に日本の需要を充たすやうに致しましたが、綿布の輸出が大變增加しまして、戰前に比すれば非常な增加になつたと云ふのは、どう云ふ譯であるかと申せば、各國共に戰爭中十分に工業を進むることが出來ないから、其間に日本の綿布の販路と云ふものは非常に廣まつたので、驚くべき增額をなしたのであります、而して內地に於ては、此外國向の綿布を製造するが爲に、其處此處の機場機業場に於ても段々勸めたのであります、因て以て今日は巨額の輸出をなすことが出來るやうになつたので、全く戰爭中販路を他國が十分手を伸ばすことが出來ない、さう云ふ他國の缺陷を補うて、日本の綿布の販路と云ふものは非常なる擴張が出來たのであります、斯樣なる綿布の輸出を止めると云ふことは餘程考へ物である、どう云ふことかと云へば、第一之を止めるに於ては、外國向の綿布を製造する機業家は忽ちにして倒產の狀況に陷らなければならぬ

故に此綿布の輸出を止めると云ふことは、餘程むつかしいことである、又外に對しては折角伸びた所の外國の販路を失はなければなりませぬ、是も將來に考ふべきことである、加之此綿布の原料は何れより這入るかと云へば、綿布の原料たる綿は日本に産出するものでありませぬ、輸入を致して日本に於て製造して、唯今申す通り廣き販路に向つて之を賣捌くのであります、若し輸出を止めれば原料を輸入することを止めなければならぬ、故に輸出を止めたと云ふ譯を以て、內地の産出物ならば、直ちに原料が內地にだけ充滿いたしますから低落いたすことは理論上推定が出來ますけれども、外國より原料を輸入して輸出するのであります、輸出を止めれば輸入がなくなつて詰り原料がなくなると云ふことで、其事業が止むと云ふ結果になるのであります、故に是は大に考ふべきことである、故に之を斷行すると云ふことは餘程の必要に迫らなければ、容易には出來ないと云ふ譯を以つて、差向き綿絲の輸出の制限を致して同時に綿布の輸出を制限いたさなかつたのであります、將來必要があれば是れも斷行いたさざるを得ませぬけれども、唯今申した通りで、原料は輸入する品物である、輸出する販路は戰爭中非常に廣まつた、此輸出の準備の爲に內地に於ては機業が非常に起つたので、之を一朝にして衰頽せしむると云ふことは餘程重大なことでありますから、當時に於て之を止めなかつたのであります、決して放任して置いた次第でなかつたのであります、其他の取引業は唯今申したやうに取引所に於ての取引は別問題と致しまして、其以外に於ける所の先物取引ならば、先物取引は實際に於て差金賣買で取引所の商賣を無視して居りはしなかつたかと云ふ懸念、之に付ては法律上取締も致しますけれども、單に先物を賣買すると云ふことは穩當ならざることでありますから、是は長期に亘つて不穩當なれば取締も致しますけれども絕對に先物を賣らせないやうにすると云ふことは、是は餘程むつかしいことであります、理論上餘程考慮すべき問題であります、さう云ふ次第でありますから、是等の事情は詳しいことは農商務大臣が致して宜いのでありますが、決して穩當ならざる處置を取つて居るのではないのであります。

○江木千之君　唯今の御答に先物賣買であれば、差金賣買を差止めると云ふことでありましたが、綿布の如きは當業者に依つて、一年前の先物賣買は宜いと云ふことにして買ふと云ふことで、農商務省と相談に於て定めた、其間に於て差金賣買が盛んに行はれた、それから唯今算へ立てた所の以外のことも差金賣買は盛んに行はれて居ると云ふことを申上げて置けば宜い、それから綿布の輸出を禁ずると貿易ならぬ影響が起つて來ると云ふ御答でありましたが、綿布の輸出に相當なる制限を加へる、之を絕對に禁ずると云ふ事は申して居らぬのであります、現に戰爭前二百萬圓の貿易は二億萬圓に達して居るのである、此輸出に對して多少の制限を加へた所が一二年は我か市場を奪はれると云ふことはなからう、是は當業者も申して居ります、此事に付て御尋をしたのでありますが、午前より午後に引續いて私の質問で大變時間を費すやうでありますから、唯今の問答は此邊に止めまして、是から外交問題に移つて、外交問題は二問しかないのであります、一問は極く簡單であります、一問は少しく質問の趣意を述べなくちやならぬと考へるのであります、それは支那の排日運動に關することでありますか、此事に付ては先日島津男爵も質問せられた箇條の中にもありましたが質問の事柄が餘り簡單であつた爲か外務大臣の御答は、此質問に當つて居らぬやうに考へます、又同一の問題に付て、其後高橋君から稍々詳しく述べられましたが、其際も外務大臣の御答辯は其質問に當つて居らぬやうに考へられる玆に私は質問の趣意を詳しく述べて、政府の御意見を伺ひたと考へるのであります、支那の排日運動は、其原因する所の餘程深く且つ遠いのでありまするが、我國の政治家は自然此思想問題と云ふことを、餘程疎かにするの傾きがある、私の見る所では、どうも我國の政治家は、朝野を問はず思想問題と云ふことに付ては、迂遠なる向きもあり、又冷淡なる向きもあるやうに考へるのであります、是が我國の外交などに失敗を來す一つの大なる原因になつて居ると、私は確信いたすのであります、支那の排日運動は、主として此支那の教育に基いて居ると、私は考へるのであります、其他にも原因がありますが、主として教育に基いて居ると考へるのであります、第一には此小學から始つて居る、支那の小學の教科書は昨年私の同僚が支那に漫遊する際に、支那の教科書を悉皆持つて歸つて貰ひたい、此の前にも段々上海邊りで發賣して居るものは、取寄せて見ましたが、昨年は凡てを持つて歸つて貰ひたいと云ふことを頼んで、私の注文通、私の友人が持つて歸つて呉れたのである、是れ實に堆い程ありまするが、其中小學教科書の讀本、修身、歴史、此三つのものに付て見ましても、排日思想を鼓吹すること實に甚しいのである、旣に此青島問題まで小學教科書に入れて、全國の兒童に浸けて居ると云ふ有樣である、其讀本の中に載つて居る一節を茲に讀上げて見まするが、「膠州灣は我が重要の軍港なり昔德に租す日本歐戰に乘して之を奪ひ旋て復た我國に向つて強ひて權利を索む我國力弱く未た與に戰ふべからさるを以て乃ち隱忍之を承認す夫れ日本は彈丸の國を以て朝野上下力を幷せて經營し日に我國を以て的となし隙を伺つて動く蓋し我の弱きを利するのみ」云々と云ふことがありまするが、教科書の本文が此通りである、教師の之を布衍して教授する有樣は、是も私は探偵して承知して居るのであるが、是が國民教育であるかと思はれる程の有樣になつて居るのである、又修身の教科書などの如きは斯う云ふことも掲げてある、「最近の中日新約は尤も恥づべきの甚しきものとなす我が國民にして尙ほ天良を具へんか此に於て吾恥を用てせすんば復た惡んか吾恥を用てせむ」斯う云ふやうな調子で教育をやり居るのである、外務大臣は支那の排日問題は青島問題が徹底しないからやかましいのである、是さへ治まれば、此始末が付けば治まるやうに申されましたが、なか〳〵支那の排日運動は、そんなことで治まるとは考へられませぬ、此原因は頗る深く且つ遠いと申しましたのは、今日の教科書が此通りであるが、支那に於ては又帝國時代に即ち宣統元年の頃、今日より十數年前より、排日思想利權回收熱と云ふものを鼓吹する爲に、えらい刷物を全國に頒布して居る、即ち國恥小史なる本が即ち是である、是は北京方面でも盛んに賣出し漢口の方でも盛んに賣出して四百餘州に擴つて居るのである、此教材の中に日本に關して居る部分をちよつと讀んで見ましても「日本併吞琉球記」と云ふ文章がある「中日戰爭記一」「中日戰爭記二」「朝鮮獨立記」「馬關條約記」「拳勇仇外記」「八國聯軍入京記」是は宣統元年の出版でありますから、無論日本が三國干渉に出會つた始末の事が書いてある、琉球の處分の如き侵略主義で我國が併吞したのだと云ふやうに書いてあるのである、此琉球の處分に付ても實に我國が已むを得ざるに出た處置であると云ふことは、當時の琉球處分に依つて明である、併し支那は盛んに其の如きことを書いて頻に宣傳して居る、我國では我が歴史を忘れて居る者である、歴代の外務大臣初め現在の外務の高等官に此琉球處分提綱を諳記して居られる方が幾人ありませうか、過日も外交の高い位地に居る人、或は我國の實業家の主なる人相會して談ずる所を見ると、いや日本も隨分無理なことをして居る、琉球は取り云々と云ふ話をして居るのである、當時最も我國で穩健なる政治家と云はれた伊藤公が先帝の御命に依つて此果斷をしたと云ふことは處分提綱に依つて見ると尋常のことではないのである、どうして此穩健なる伊藤公が是だけの果斷をしたらうかと思ふ程である、其中には蒸汽船を一艘持つて來て此船に藩王を乘せて連れて歸れ、廢藩置縣を斷行する、一中隊の兵を以て王城に繰込んで藩王は中城御殿の方に移し必ず此船で連れて歸れ、哀訴嘆願一切聽くべからず御承知の通り琉球の國は兵力を以て他に對抗する事は出來ない、昔から詰り禮を守るの國と云ふ額を城門に掲げて居る位である、哀訴嘆願は一つの外交政策である、是は一切聽くべからずと云ふまでの訓令を持たせて松田大書記官を派遣せられて、あの斷行をせられたのである、是は琉球處分提綱には載つて居らぬが、當時のことを私が記憶する所に依れば琉球政府は歐羅巴の或る大國のものにならうと云ふ話は餘程進行して居つたのである、是は捨て置かれぬ東洋の一大事である、支那の爲にもならぬ、日本の爲にもならぬ、急に處分をせねばならぬと云ふので此果斷を決行せられたが、併し此國柄は何であるか、琉球全縣の人の話す所の言葉は我が大和言葉の最も古所の言葉である、立派な是は日本人種、大和民族の生粹ないものである、而かも餘程古い大和言葉を話して多少それが轉化して居るに過ぎないのである、唯久米村と云ふ一村が明の時代に三十六家の者が支那の言葉を話して居ると云ふだけのものである、全然我が民族我國の一部であつたのである、是は支那の侵略主義の盛んなる時代に藩王代替り毎に支那の詔書を受けたと云ふに過ぎないのである、既に我國の支配を受けて居つたと云ふことは事實で

ある、之に對して廢藩置縣を行つたのは何である、然るに我國の上流には今日支那の「プロパガンダ」に致されて居る者もあると云ふ有樣を呈して居る、それに支那の方では盛んに斯う云ふことを鼓吹して居るのである、で其後民國元年に至つて更に又國恥地圖と云ふものが出版されて全國に廣く行はれて居る、此國恥地圖の發刊の辭を一讀して見て實に其激烈なるに驚くのである、先づ書出しの冒頭の邊を讀んで見ますと「夫れ會稽の辱、勾踐薪に臥して以て強吳を沼にす、三北の恥、曹沫賊盟して侵地を返す斯れ皆辱を忍ぶ」と云ふ書出しで、結文がどうなつて居るかと云ふと、「嗚呼茫々たる九州、漸く陸沉の恐を起す、芸々たる四億將に皁隷の域に淪まんとす、其れ戚ましからずや、能く慨せさらんや、爰に國恥を圖し、藉て激勵に資す、庶幾くは祁連焉支の失、尙ほ吾民に紀念せられ、石晋燕雲の割、終に夫の故壤を返すを期す、讀者をして髮減洪の傳を衝き眥嵬武の原に裂く、我が河山を還すは諸を異日に俟つ、彼の顏色を識て用て來茲を警む」斯う云ふやうな特別なる言葉を以て全國に此國恥地圖を頒布して居る人心を激勵することは殊に甚しいのであります で今日日支の間に何事かあると學生等が騷出す、我國では書生が騷ぐのだと云つて平氣で居る向きもあるが、書生が騷ぐのは即ち教育のある者が敵愾心を煽つて居るのである、それで私は此教育の効果は實に偉大なるものである、將來恐るべきであると考へるのである、古い教育家の「フレースメン」の申した事に教育の効果の現はれるのは實に徐々たるものである、之を觀察するには看護人が回復期に向いた病人の狀態を見るが如くで、一日一日じり〳〵と快くなつて行くのは丁度觀察の力のある看護人でなければ分らぬと同樣である、併ながら此効果が現はれて來たならば之を避けむとして避けることが出來ない春が過ぎて夏が來れば實に烈日人に迫る、人々皆此炎熱に苦しむやうなことになるのであるが、是は防がむとして防ぐことは出來ぬ、教育の力は斯の如きものであると申して居りますが、支那の此教育は如何なる是が結果を來たすでありませうか、私は袁世凱が排日を鼓吹したと云ふので大隈內閣時代に大に憤慨されたやうであるが、袁世凱の立場として斯う云ふ教育を受けて居る人民の上に立つには其地位を完うするには排日は已むを得なかつたものであらうと考へる、袁世凱氏の心事を察して見るとさうとしか思はれない、好んで日本に對して反抗すると云ふ事はなかつたらうと思ふ、支那國民の上に立つには排日を鼓吹する外仕方がなかつたらうと思ふ、支那人の思想は之に依つて知ることが出來る、又其當時南の方に革命が起つたが、此南方の革命に付て日本の民間の人が何か隨分資金まで助けて餘程助けてやつたと云ふことであるが、然らば其南方が大に我國に好意を表して居つたのであるか南方が革命を起した時の檄文を見ると、其冒頭に「日人譎詐圖るべからず」とある日本人から餘程助を得て起したと云はれて居る革命の檄文が斯樣に出來て居るのは排日に非ざれば立つことが出來ない戰さを起すことが出來ないのであらうと考へる、前內閣の御好意に依つて南北和平會議を開いて何を談ずるかと云ふと排日の相談である、是は私は此教育の効果が段々現はれて來るものだと考へる、併し支那の此教育の効果は唯排外思想、利權回收に止まらぬと考へる、先刻原總理大臣が書いたもの位では分らぬと仰せられたが、我國の政治家等はどうぞ此書いたものを紙背に徹するまでに書いたものを能く見ることにして貰ひたいと思ふ、思想問題には最も注意して貰ひたい、私は唯此一部の國恥小史であるが、支那の第一革命の起つたのは此國恥小史が與つて力ありと云ふことを私は申して居るのである、併し支那の各地を視察して歩いたことはないが、私は斯樣に觀察するのである何故にさうかと云ふと國恥小史なるものの目的としたのは利權回收である、利權回收と同時に排外思想の鼓吹である、そこで支那人として利權を回收して排外の目的を達しやうとして考へて見ると今日支那の利權と云ふものは段々外國に奪はれる我をして此の秋に至らしむるものは何人であるか、第一革命の時には北京の夷の朝廷であると云ふ考を皆持たしたのである、即ち第一革命の起つたのは四川省、四川省から第一革命が起つたが、其の十箇條ほどある原因の中の最大なる原因は何であるか、鐵道國有が最大なる原因である、我國の人が之れを聞くと、鐵道國有がどうして革命の起りであるかと云ふ、鐵道國有と云ふ文字は同じであるが盛宣懷等が當時やつた支那の鐵道國有と云ふのは、四川省あたりに敷設した民有の鐵道を政府に引上げやうと云ふのである、出來たら金をやることもあると云ふのであるから民利を奪はれるのである既に我國の利權は歐羅巴其の他諸外國に段々取られて居る上に、我々が漸く自營でやつて居る鐵道までも政府が取上げるならば我々は殆ど據る所がないのであると云ふ所から、革命の叛旗を飜すに至つた、是れが大原因であるが其大原因は何が教へて居るか、私は國恥小史と云ふものが與つて力あると考へる是は私の見解であるが、私は斯の如く觀察して居る位である、で支那は斯の如き有樣であつて、和親國たる我が日本に對して斯の如き反抗心を鼓吹することを以て國民教育の趣意と致して居る、我國の朝野の政治家も、殊に當路の諸公は誠に無頓著であると考へる、世界中斯の如き例は殆ど見當ることは出來ない、千八百七十年の普佛戰爭後に佛蘭西に於て獨逸に對する敵愾心からして、一時佛蘭西の小學教科書に獨逸人が巴里に這入つて來て婦人や小供を劍付鐵砲で追廻す所の繪圖等を揭げた讀本を一時用ひやうとしたのであるが、流石に佛蘭西は考へて、和親國になつた以上斯の如きことをすべきものでない、又教育と云ふものは斯の如き激烈なことをすべきものでないと云ふので、自ら此事は改めてしまつたと云ふことである、又日露の戰爭後に露國では隨分日本に對して反抗心を起さすやうな讀物等を編んで、殊に唱歌等は隨分激烈なるものが流行つた、或は「新式火砲の威力を知らぬか日本人」などと云ふやうな歌が流行つたのは露西亞の政府に於て皆警察で止めた、決して政府が尻押をしてさう云ふことはしなかつた、政府は警察官を以て嚴しく之を差止めたと云ふやうな事實がある、如何なる國か和親國に對して斯の如き考を以て教育をして居るものはないのである、然るに我國の政治家は日支親善である、唇齒輔車の關係があると云つて、彼等には却つて擯蹙せらるる有樣でありますが、斯の如く我國を敵國扱ひにする支那の無禮に對しては政府は相變らず此の儘で看過せられる積りであるか否やと云ふことを第一承りたい、又此教育が不利なる結果を現して來る場合には、之に對する方策は如何であるか、支那は公々然斯の如きことをやつて居るが、我は之に對する方策は如何であるかと云ふことを承りたい、又我國の外交官を始め政治家、我が外交に於て顧ると如何なる有樣であるか、どうか將來外交官を用ふるには國際公法も國際私法も宜しい、國際間の慣例に精通せしむる事も宜しい、又綺麗な「フロックコート」を著て三鞭盃を擧げて「ア、ヴォートル、サンテー」をやるのも能く敎へるが宜しいが此大事なことが拔けて居つては甚だ困るが、將來の外交官を採用するに付ては此邊に付ての御注意はないものでありますか、如何でありますか、此三點に付て政府當局の御意見を伺ひたいと考へる。

〔國務大臣子爵內田康哉君演壇に登る〕

○國務大臣(子爵內田康哉君) 唯今江木君の御質問に對して御答いたします、支那の問題は唯今縷々御演說になりました通りに洵に我國に取りましては、迷惑千萬の次第でありますが、支那に對する政策は殆ど我が外交の總てを包含して居ると申しても差支ない程であります、故に政府は此問題に對しては、終始深甚なる注意を拂つて居りました、最近起つて居ります、所謂排日問題に對しましても、私の外交演說にも言及いたしました次第であります、是は御說の通りに其原因する所甚だ遠い甚だ深いのであります、是に對しまする方策と致しましても、なかなか尋常一樣の事では此排日思潮と云ふものを一掃する事は餘程むづかしい事と思ふ、殊に唯今御述べになりました通り國恥小史を初めいろ〳〵の教育上の書類も出て居り且又昨年山東問題の平和會議に提起せらるゝや之を機としていろ〳〵の排日運動が起こり年と共に排日の方法も餘ほど進歩して參りました此頃は俗に所謂「プロパガンダ」を盛んに行ひ、單り支那內地に於て之をするのみならず、世界の各方面に於ても、之を行ふやうなことは、是は事實であります、或は「ビラ」を振廻す如きも、最近の方法のやうに思はれる、斯の如き次第でありますから、是に對して根本的救濟の策を講ずることは、甚だ困難なる事柄であります、で是までと雖も、此教科書の事に付きましては、當時の政府より支那の中央政府に交渉を致し、又支那の政府も日支の國交の重大なることに顧みまして我が請求を容れて、地方官に嚴訓を下し、それ〳〵取締を致したこともございます、機會があれば是等の取締を請求することは、今尙ほ怠つて居りませぬ、排日と云ひ又教科書の取締と云ひ、支那が今日の如く南北に分れて居りまして其南北の紛爭にも我國を道具に使ふと云ふやうな事柄もある次第であります、なか〳〵此事を徹底せしむるには容易ならぬ困難を感じて居ります、さらばと云つて、是に對して徹底的の交涉を始めることは

是れ亦餘ほど考を要することであります、到底此の問題は、唯今支那と日本に纒つて居ります問題を、徐々と解決を致しまして、所謂隱忍自重して、多少の年月は掛りますけれども、何處までも實質的に此の改善を圖るより外はなからうと思ふ、それ故に現內閣が一昨年成立しますや、是れ等の點に最も重きを置きまして、第一に著手すべきことは、先刻申上げました此の南北の紛爭を纒めしめる、斯の如き有樣になつて居りましては、如何に北方の政府に迫り又南方の政府に交渉いたしましても、我が趣旨を徹底せしむることは、なかなか困難であります、責任ある內閣が出來て支那を統一し支那を代表して外國に對して責任を執り得る政府が、一日も早く出來ざる限りは、我が方策を施すにも甚だ困難を感ずる次第でありますから、此の南北の妥協に向つて第一に力を盡した次第であります、不幸にして今日に至るまで、其解決を見ざるのは遺憾に堪へませぬでございますが、矢張り此の南北の妥協を促進せしむることは、總ての問題を解決するのに、最も有用のことでございますから、今後と雖も出來得る限り盡力を致したと思つて居る次第であります、それから第二の所置として致しましたのは、我が支那に對する態度をして、どこ迄も公明正大ならしめる、決して是まで日本が執りましたる事を、私は否認するのではありませぬけれとも、我が態度を公明ならしめると云ふことに十分の注意を用ひ、其の誠意誠心を支那をして感得せしめることが、是亦必要な事であらうと思ひますから、遂に南北に對して何處までも公平の態度を執り、又借款の如きも政治的紛爭の借款は之を打切りまして、何處までも支那の開發のために有益なる借款は、寧ろ我が實業家を奬勵して致さしめると云ふ方針を執つて、今日に至つて居る次第であります（今後と雖も、此方針を繼續して行くより外はなからうと思ふ、先刻申しました通りに、我國及び支那の間には、澤山の未決の問題もあります、又時々刻々に問題が起つて參ります、其中にも此山東問題の如きは最も重大なる問題であります、排日のことも是まで度々やりました次第でありますが、幸支那の如きも此大戰爭に參加した以來、或は此思想も止みはしないかと思はれた次第でございますが平和會議を機として、更に勃發をして今日に至つた次第であります、此山東問題はどこまでも公正なる態度を以て之を解決いたしますことが、目下の最も重要なる問題であると斷言して差支ないと思ひます幸に我が平和條約も實施の期に入りました、最早や一日も猶豫する譯に行かぬ、昨日も新聞を以て公表いたしました通り、支那に愈々交渉を開始した次第であります、幸にして我が誠意が徹底して、此問題が兩國の爲に滿足に解決せられたならば、是を緒と致しまして、他の問題に對する解決も容易ならしめることが出來やうかと期待して居る次第であります先づ之れで御質問に對しまして、大體御答をしたと思ひますが、最後に外交官云々のことに對しまする御質問の趣旨は、近頃私は耳を惡くして居りますから、能く聽取れませぬでしたが、斯の如き重大な問題を持つて居るから、外交官の養成に對しても注意をせなくちやならぬではないかと云ふやうな御趣意に聽取りましたで、若し其の趣意でありますれば、是までも外交官の養成には、それ／＼苦心を致して居ります、此大戰役に當り又平和會議に際して得ました經驗に依れば、なか／＼日本の外交機關は、今日の儘では到底參りませぬ、どこまでも此改革を圖り外交に從事する人物を養成し、又門戶を開放して有爲なる人を外務省に採らなければならぬと云ふ必要は、十分感じて居る次第であります、それ故に昨年又其前年より段々と豫算面にも現はれて參りますが、今後豫算の、出來得る限りの協助を得まして、益々外交機關の整備を圖りたいと思つて居ります、左樣御承知を願ひます。

○江木千之君　一通りの御答を得ましたが、唯今の問題に付ては、尙ほ豫算委員會に於て、或は祕密を要求して御尋ねすることがあらうかと考へますから此議場に於ては茲に質問を止めて置きます、次に極く簡單のことでありますが、今一點確めて置きたいと考へる、それは靑島問題でありますが、私が靑島問題に付ては（之を專管居留地にするか、共同居留地にするかと云ふことは、唯外務大臣が單り昨年八月聲明せられただけで、それが爲に紛擾を起こしたりしたが、專管居留地が宜いか、共同居留地が宜いかと云ふことは、もう殆ど今日問題になつて居らぬと考へる、唯今日世間の問題になつて居るのは、外務大臣は何の必要があつて、斯の如き聲明をしたのであるか、外國に迫られたのではないと仰しやる、それは內政上の必要であると、唯外務大臣の聲明をせられた動機、謂はゞ心理狀態と云ふものが、今世間の問題になつて居る、私共も表面裏面共に色々探して見るのに、何分了解し兼ねます、何の必要があつて斯くの如きことを聲明せられたのであるかと云ふことに疑がある、それに付ての一應御辯明を願ひたいものと思ふ、それから過日靑島の居留地問題に付ては、質問も出て御答もありましたが、まだ此點が一向はつきりして居らぬと考へるのでありますが靑島に專管居留地を置くと云ふことは、日支間に既に協定が成立つて居る、講和會議に於ても是は認められたのである、其協定の文面を見ると、日本政府に於て指定する地區に、日本專管居留地を設置すること、斯う云ふ明文がある、是は兩國の間に協定して成立つて居る、日本國政府に於て指定する地區に日本專管居留地を設置すると云ふことは、疑もなければ、之を以て相談する必要もないのであります、然るに過日は專管居留地にするか、共同居留地にするか、支那と談判を開いた上で極まると云ふやうな御答があつたやうに考へるのでありますが、左すれば既に成立つて居る日支間の協約と云ふものは、外務大臣は不問にしてしまふ御考であるか、日支間の此協約と云ふものは、反古と認めたのであるか、是は日支間に交渉を重ねて、漸く出來た協約である、協定である、之れは動かすべからざるものと考へる相談して極めると云ふ餘地はないやうに考へますが此の點は如何でありませうか、一應伺つて置きます

〔國務大臣子爵內田康哉君演壇に登る〕

○國務大臣（子爵內田康哉君）　唯今の御質問に御答へ致します、此御質問に對しましては、先日の答辯で盡して居ると思ひますけれども、唯今重ねての御質問でありますから、私の趣旨のある所を御答へ致します、昨年の八月二日でございましたか、致しました聲明に依つて、何等我が日支協約に依つて得て居ります所の權利を放棄し、若くは變更を加へたものではありませぬ、是は茲に言明を致して置きます唯彼の聲明を致しました動機に付て、唯今御尋でありますが、當時我が態度、又我が意嚮に對して世の中では色々の誤解を懷いて居つたので、獨り專管居留地の問題ばかりではない、他の重大なる山東に關する問題に對して誤解を懷いて居りますから、聲明を爲すの必要を認めて致しました、其中に居留地の問題にも關係いたしまして、言及いたした次第であります、それは日支の協約の[illegible]には專管居留地と決つて居りますけれども、大局に[illegible]又青島に於ては[illegible]我が臣民將來の發達を考へましても、此居留地[illegible]に對しても更に考慮を挿ふの餘地がある、斯う云ふ趣旨であの聲明を致した次第であります、然るに先日の御質問中には其結果を承知になりたいと云ふやうな意嚮が見えましたからして、此結果に付て彼れ此れの言明を爲し若くは其結果を利用すると云ふ場合には支那と談判を此事件に付て開く時に言ふのが時機であると云ふ趣意で御答をした次第であります是にて御質問に答へたことと思ひます。

○江木千之君　どうも御答の趣意が分り兼ねまするが、日支間の協定は變更するやうな意思はないと云ふ御言葉があつたやうでありまするが、さすれば此の日支間の協約になる所の日本國政府に於て指定する地區に日本專管居留地を設置すること、と云ふことは之を變更なさる御考はないものと承知して宜しうございますか、もう一應はつきり伺ひたいと思ひます。

○國務大臣（子爵內田康哉君）　唯今の御質問に御答を致しますが、變更する意思がある無いと申した積りではありませぬ、唯あの聲明自身が直ちに變更を加へて効果を持つものではない、斯う云ふ意味で御答をしたのであります、左樣御承知を願ひます。

○江木千之君　さすれば此日支間の協定は反古にする積りでない、動かす積りがないと仰せられた言葉と考へまして、此協定はどこ迄も其儘効力を存して行くものと承知して宜しいのでありませうか、尙ほ念の爲伺ひます。

○國務大臣（子爵內田康哉君）　協定自身が既に効力を持つて居ります、他日考慮の結果として、或は協定に變更を加へるやうな事がないとも申兼ねる譯であります、それは將來のことでありますから、今日に於ては日支の間には協定自身が十分の力を持つて居る筈であります。

○江木千之君　どうも將來のことには相違ないが、將來に於て之を反古にするかも知れぬと云ふ御答でありますか。

○國務大臣（子爵內田康哉君）　反古にすると云ふ言葉は或は其當を得兼ねるかも知れませぬが、決して日支協約の効力を反古にすると云ふことはありませぬ、唯兩國の間に色々の協定がありましても、他日

協議の場合に於て兩國の爲なり、我國の爲になると云ふことがあつた時には、變更を加へることは往々是までの事例にある筈でありますからして、此場合に於ても其例の中に這入ることもあるかも知れぬ、左樣御承知を願ひます。

○江木千之君　さうすれば唯今の所では無論是は効力を失つて居らぬ、將來も非常なる利害の關係があれば、是は何れの協約と雖も動かぬと云ふことはないかも知れぬが、さもない以上は容易に動かすべきものでないと云ふことは、外務大臣は十分御了解になつたものと考へて宜しうございますか、今一應伺ひます。

○國務大臣(子爵内田康哉君)　左樣御了解下されて差支ございませぬ。

○副議長(侯爵黑田長成君)　子爵大河内正敏君。

「子爵大河内正敏君演壇に登る」

○子爵大河内正敏君　私は現今の思想界及産業界に取りまして、非常なる重大な關係を有つて居る所の勞働問題に關して施政の御方針を伺ひたいと思ふのであります、餘り時間を浪費することは諸君に對して御迷惑と考へまするから、極く簡單に趣旨のある所を申述べたいと思ふ、今回の大戰に當りまして日本の産業界に受けましたる影響と云ふものは非常なる大なるものでありまして、一面に於て製鐵業の如き造船業の如き非常なる活躍をした工業があるのでありまするが、又他の一面に於ては此爲に打撃を受けた工業も少くないのであります、而して一度戰亂が治まりました後は是亦産業界は頗る混亂の狀態を呈して、製鐵業の如き、戰時に活躍した所の工業は非常なる打撃を蒙り、一方に於て纖維工業の如きは殆ど想像すべからざる如き隆盛を極めて居るのでありまするが、是等の工業界が何れも今日非常なる不安に襲はれて居ると云ふのは、其裏面に蟠つて居る所の勞働問題であります、纖維工業の如き活躍を極めて居る工業界と雖も、尚ほ其裏面に於ては勞働問題の脅威を受けて居る製鐵業の如き、萎微振はない工業は勿論のことでありまするが、此混亂時代に於て此勞働問題が益々紛糾を極めると云ふことは、一面に於て思想界に及ぼす影響は重大なものであると思ふのであります、過日施政の御方針を伺ひますに當りまして、此勞働政策…… 政府の執らむとする所の勞働政策、之に一言の言及もなかつたと云ふことは、私は深く遺憾に考へて居る一人であります、日本の産業界及思想界が、勞働問題に依つて大なる影響を受けて居ると云ふことは、無論のことでありまするが、是は獨り日本の産業界に限らぬ、歐洲に於ても目下是は非常なる混亂狀態にあると見なければならない、日本の如きは幸にも從來餘り勞働問題が紛糾しなかつたのでありますが、不幸にして昨年來は色々之に對する問題が頻發して參りました、其直接原因は何であるかと云へば、是は申す迄もなく物價の昂騰に依る所の勞働者の生活の不安であります政府の物價調節策は誠心誠意を以て種々の施設を執られたのでありませうが、不幸にして事實に於ては十分の効果を擧げることが出來なかつたので、其結果はどうなるかと云ふと、勞働者の生活、俸給に依つて生活する人々の衣食住に對して、大なる脅威を與へた、之に對する一時の策としては勞銀を增さなければならない、俸給の增額をやらなければならぬと云ふことは當然のことであります、又是等の勞働者が自己の生活の安定を得むが爲めには、社會に向つて相當の要求をすると云ふのも是も當然の事と考へるのであります、所が勞銀の昂騰俸給の增加と云ふことは、直接に生産品の生産費を增して、價格の暴騰を惹起すのであります、故に一面に於ては勞銀を增加して一時の勞働問題を抑へることが出來ても又一面に於いて物價の騰貴を促しますから、次に又勞銀を上げなければならぬ、之を循環的に繰返して居るならば、是は永久問題の解決は出來ないのであります、既に今日の狀態は稍々此循環的狀況に一歩を踏入れて居るのではないかと考へて居る位であります、例へば石炭の如き戰前に比して非常なる價格の騰貴を來たして居りまして、一般産業界は勿論、生活の上に於ても、石炭の騰貴と云ふことは大なる打撃でありまするが、其主もなる原因は矢張り勞銀の昂騰に依つて石炭の生産費が增したと云ふことが一の原因であるやうに思ふのであります、此狀態で若し物價調節の目的が十分に徹底しないと云ふことになるならば、どうして此勞銀問題の解決が出來るのであるか、俸給生活者の生活の安定を何に依つて維持せらるるのであるか、茲に適當な施設がなければならぬと思ふのであります、即ち一面から云ふならば、今日の産業界は非常なる危機に遭遇して居るのである、今の混亂の狀態でありますからして、多少なりとも戰時の景氣をば續けて居つて、相當の成績を擧げて行くことは出來るのでありませうけれども、一二年の間には其影響する所、産業界に非常なる打撃を及ぼして、日本の産業界の危機を惹起す處があると思ふのであります、此勞働問題に對してどう云ふ施設をせらるるのであるかと云ふことを伺ひたいのであります、尙ほそれに關聯しまして、もう一つは勞働者の精神的方面、即ち勞働者自身の自覺に基礎を置く所の勞働問題であります、是は既に申す迄もなく、歐米に於て、勞働者の地位の向上、生活の改良、教育の普及、思想の發達を本として、常に起りつつある問題であつたのでありますが、最近に於て尙ほ一つの大なる刺戟を受けたと思ふのであります、其刺戟は何であるかと言へば、今度の大戰に依つて勞働者が自己の存在が如何に有意義であるかと云ふことを自覺した、即ち今回の戰爭は從來の戰爭と著しく趣を異にしたのは何であるか、機械力の應用であります、物理化學の應用を極度に戰爭の上に持つて來たのである、其結果は從來我々とても夢想だもせざる多量の軍需品機械等を要求した、或は彈藥或は鐵道、飛行機其他の機械類を非常に澤山に要求したのであります、此供給がなければ戰亂を治めることも出來ない、勝利を收めることも出來ないと云ふ狀況になつたのでありますから、國内の工業が所謂工業動員を施して、極度に生産力を增したのであります、併ながらそれを以てしても第一線に在る所の軍隊に於て要求する所の軍需品を供給することが出來なかつたと云ふ狀態であります、それで從來の如く勞働者が單に産業界の雇傭關係に依つて勞働に從事して居るだけでは…… 相當の勞働に對して相當の報酬を與ふると云ふやうな極く簡單な雇傭を以てしては、軍需品の供給が到底間に合はぬから餘儀なく是は勞働者の愛國心に訴へ犧牲的精神に訴へて、軍需品の製造に從事する勞働者に極度の勞働を強ひたのであります、さうしなければ、戰亂を治めることは出來ない、到底勝利を收めることは出來ないと云ふ狀態になつたのであります、幸にして戰爭の初期に於ては聯合國側は軍需品の供給も頗る不足でありましたのが、中頃以後に於ては其の供給力を回復して、其結果遂に勝利を得たのでありましたが、其結果勞働者と云ふものが、今まで自覺しなかつた自己の力を自覺した、國家の上に國防上に如何に自分達があるかと云ふことを覺つたのであります是は一面から觀察するならば、有實な結果を惹起したと云ふことも出來ませう、併ながら當然其人の力に依つて一國の安危を救ふことが出來、其の人々の力の一部分が國家の危機を救ふことが出來たと云ふのが事實である以上は、それは否むことの出來ない事柄でありませう、丁度封建時代の武士…… 侍が何で氣位が高かつたか、何で社會の尊敬を受けて居つたかと云へば、それは其人々の存在に依つて一國の平和を保つことが出來、一國の安定を保つことが出來ると云ふことは、侍自身も自覺し庶民も之を信頼したからでありませう、一旦緩急あれば、命を抛つても國の安危に赴くと云ふ、一つの立派なるそこに大切なる役目があつたから、封建時代の侍は尊敬を受け、氣位が高かつたと云ふことは無理もないことであります、今日の歐洲の勞働者が稍々斯の如き自覺を有つて來たのであります、從來の産業界に於ての單に自分が生産者であると云ふことでなくて、自分が國防上に迄も或る意義を有すると云ふことを自覺して來たと云ふことが、是は一層今後の勞働問題を紛糾させる一つの原因であると思ふのであります即ち彼等の要求する處は單に勞銀關係ではない、産業に於ける所の利益分配と云ふやうな問題ではないのであります、更にそれ以上のものを要求するやうになつて來たのであります、果して日本に此思想の這入つて來ることを止めることが出來るであらうか或は若しさうでないとするならば、之に對してどう云ふ處置を執らなければならぬか、此際進んで積極的施設をせられなければ、今後の問題は益々紛糾するばかりであるやうに私は思ひます、例へば健全なる穩健なる勞働組合の設立の如き、最も急を要するものであつて、先づ一歩を先じちて而して此問題の紛糾せざる中に、積極的施設をせられなければならぬと信ずるのであります、從來の政府の御方針を伺ふと云ふと、是等の組合に對しては極く放任主義を執つて居られるかの如く思ふのであります、勞働組合なるものは政府は法律上禁じて居らない、それは誠に其通りでございませう、併ながらされば進んで之を設立すると云ふことに對して助成する意思もない、若し出來れば工場内に於ける所の勞働組合、是は極めて必要であると云ふやうな御說を伺つて居る即ち所謂縱斷主義の組合、果して斯の如き縱斷主義

の組合を以つて、今後の紛糾する處の勞働問題を處置し得るや否や、是れは意見に涉る事柄でありますから私は述べませぬのでありますが、斯の如き縱斷主義の組合は私は極く過去に屬するものであつて、恰も封建時代の鎖國主義の組合とでも云ふべきものであつて、到底今後の勞働問題を處置すること出來ないものと信ずるのであります、或は勞働問題の紛糾の何時でも骨子となる種となるところの、例へば治安警察法第十七條の如き、何時も是れが勞働問題の紛糾を極める時の種子に、種になつて居るのでありますが、之に對して政府は之を改廢すると云ふやうな意思を有つて居られるかどうかと云ふことを伺ひたいのであります、即ち私の伺ひたい所は僅か二件でありまして、初めの問題は勞銀に對する處置であります、物價問題を調節せずして而して勞銀問題を解決することが、どうして出來るかと云ふこと丶第二段に於ては勞働組合に對する方針及之を取締る現行の法律に對して、どう云ふ御意見であるか、御意嚮であるかと云ふことを伺ふのであります。

○副議長（侯爵黑田長成君）　會議時間の延長を宣告いたします。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君）　唯今の御質問でありますが、是は私より他の當局者が御答いたした方が都合が宜しいと思ひますけれども、御演說半ばにして出席いたしたやうな次第でありますから私より御答を致します、元來は內務大臣が御答いたした方が適當だらうと考へて居ります、此勞働問題でありますが、物價調節をせずして勞銀問題を定めることが出來るかと云ふやうに承りましたが、政府は左樣なる趣旨を有つて居るのではありませぬが、此勞働問題に付きましては、勞働會議に出席いたした人も歸りました其前に於ても內務、農商務等に於ては、それ〴〵調査を致して居りますから、何れ成案を得ますれば御協贊を得る場合もありませうが、今日は是は調査中であります、それから治安警察法第十七條のことに付ての御尋でありますが、是は色々世間で議論いたして居る問題でありますが、治安警察法第十七號は單り勞働者に對しての法律ではありませぬ、勞働者並に資本家に對して規定せられて居る法律の箇條であります、而して此箇條は何を禁じて居るか、暴行脅迫、誘惑、煽動と云ふやうなる惡事を禁じて居るのであります、如何に勞働法を制定いたしますとしましても、又列國の狀態を顧み、暴行と言ひ、脅迫と言ひ、罰せざるを得ぬ誘惑と言ひ、煽動と言ひ、是亦惡事を含まぬければ、誘惑にも煽動にもなりませぬ、皆惡意を含んで居る、惡意ある以上は之を罰するは當然でありますから、色々世間では治安警察法第十七條を誤解して居る點もあるやうでありますが、今日の治安を保つ上に於て、並に勞働者の幸福安寧を圖る上に於ても、此十七條は何等妨げになつて居る箇條でないと、解釋いたして居るのであります。

○副議長（侯爵黑田長成君）　阪本釤之助君。

○阪本釤之助君　御指名でありますが、登壇は辭しませぬが如何でございませう、明朝に御讓りになりますことを希望いたしますが……

○副議長（侯爵黑田長成君）　差支ございませぬから御述になつて宜しうございます。

〔阪本釤之助君演壇に登る〕

○阪本釤之助君　諸君、私の御尋を致して見たいと考へて居りましたことの多くは、二十二日の開會以來、先輩諸君より既に御質疑がありまして、政府の答辯もございましたけれども、私共が拜聽いたしました所では、多くは要領を得て居らないのであります、私が重ねて玆に御尋を致しましたならば、多少とも政府の意思のある所を更に知ることが出來は致しますまいか、若しも多少とも目的を達することが出來ましたならば、獨り私の光榮ばかりではなく、國民の安心を買ふことも出來ることであらうかと存じますが故に、敢て重複を顧ず暫時の御靜聽を願ひたいと存じますのであります、私どもの記憶いたします所では、寺內內閣が引退せられましたのは、種々原因もあるだらうと思ひますけれども、米價の騰貴民心の動搖と云ふことが、其近因を爲して居るものと云ふことは明な事實であらうと存じます、さすれば其後を受けて、成立した所の現內閣は、先づ以て米價の調節に全力を注ぎ是と同時に諸物價の暴騰を抑制せらる丶政策を執らる丶ことが第一使命であると私は信じますのであります、然るに何ぞや、現內閣は成立の初めよりして頗る樂觀の態度を執られまして、米價は自然の成行きに任せ、通貨の膨脹と云ふことに對しても、何等抑制せらる丶所が無かつた爲に、今日に於ては救ふべからざる、狀態に陷りました、單り米ばかりでなく、諸物價の騰貴は所謂天井知らずと云ふ有樣であります、昨今米價が少し下つたとか云ふことを新聞で見ましたが、是は唯一時何等かの氣配に依るものでありまして、決して據るべき根柢のあるものではないと認めて居ります、今日まで政府が施設せられまして私共の耳目に觸れて居ります所では、外米の買入販賣、綿絲其他輸出の禁止、米穀其他の關稅の撤廢、鐵道の無賃輸送小額公債の發行、郵便貯金の獎勵、日銀の利金の引上公設市場、住宅問題、米の混食減食と云ふやうな事などでありますが、數へ立てますと大層立派な事が澤山列べ立ててあるやうでありますけれども、多くは形だけのことでありまして、畢竟是は物價調節の補助的政策に屬するものであります、言換へて見ますと隨伴する所の事柄であります、多く徹底いたして居りませぬと存じますのであります、故に貴族院の各派の代表者なる者が、昨年の十月相攜へて總理大臣を訪問いたして、政府の施設は未だ盡さざる憾あり云々と云ふ、之を骨子と致して注意を促したのであります、其顚末は一昨日江木君より審かに申述べられましたから、最早私は玆に喋々する必要はありませぬのでありますが、總理大臣は此重大なる問題、殊に貴族院が注意を促して居る事柄に對して、如何に御認になつて居るのでありませうか、二十二日の開會の劈頭に於きまして、施政の御方針の演說がありましたが、其中に片言隻語も此物價調節の事に及んで居らぬのであります、是以て現內閣が物價調節と云ふことを冷淡に御看過になつて居るものではないかと云ふことを、考へて見ると、誠に遺憾の至に存じますのであります、現內閣の大臣中には富を御持ちになつて居る御方が多いのでありますから或は此物價高値などと申すことは、我々が感ずる程には御感になつて居らぬかと思ふのであります、現に或る大臣の如きは、物價の騰貴と云ふ事は世界の通有である、まだ〳〵物價は騰るかも知れない、仕方が無いから、報酬を增しさへすれば宜いぢやないか、俸給其他で衣食する者の報酬さへ增してやれば世間は景氣が非常に良いのである、一向差支ないぢやないかと云ふ意味を御洩らしになつて居らる丶ことを耳に致して居ります、然るに私どもが考へまするのに、徒らに報酬を增しますれば、幾分かづ丶購買力が增して行くものである、さすれば一面には物價が騰る、從つて報酬を增す、報酬を增せば、購買力が增す互に影が影を追ふと云ふものでありまして殆ど底止する所を知らぬのであります、現に大正九年度の豫算に於ても、少からざる豫算の增加を致して居りますのは即ち報酬の增加と云ふこと、外に國防の充實のこともありますが、報酬の增加と云ふことが大なる原因を成して居るのである、單り國庫に於ける費用も多くありますが、地方費に依る府縣費町村費の增加の甚しきは、多く此報酬の增加であるのであります、而して此報酬の增加が增すことで、それが止まるものでありますれば、或はまだしも忍びられるかも知れませぬがまだ、騰るかも知れぬと云ふことを大臣が抑しやる位でありますれば、まだ騰るかも知れぬと私どもは思ひます、此上まだ騰りますと、之に應じて報酬を增して行かなければならぬのであります、どこまで持つて行つて宜しいのでありますかと云ふことを、甚だ憂慮いたすのであります、今日は甚しく此富の平準を失つて居る、一方には成金氣分が橫溢いたして居るのは、即ち我人共に認めて居る通りであります、然るに一方には生活困難の脅威に襲はれまして、日に險惡なる所の思想が醞釀せられつ丶あると云ふ事は目前に見る所の混亂狀態であります、然るに地方農民の階級を見まするると、貧富色々ございますけれども、多くは米や生絲の値段が宜しい爲に、奢侈輕佻の氣風を馴致いたしまして、我々の最も賴みと致して居りました所の質實剛健の美風は、日を逐つて消滅しつ丶あるのであります、此調子で參りましたならば、我々常に誇と致して居りました所の兵も、或は弱くなりはせぬかと云ふことを恐るのであります、即ち平和克復の大詔中に、「退イテハ重厚堅實ヲ旨トシ、浮華驕奢ヲ戒メ」と仰せられてある所以のものは、此聖意のある所を拜察いたして、實に恐懼に堪へぬ次第であります、總理大臣も亦本年の政治始に於ける聲明には、國民の驕奢と投機心を戒むとあります、政府は如何にして此聖旨を紹述し奉り、如何にして首相自身の聲明を實にする抱負經綸を有せられて居りまするか伺つて見たいと思ふのであります、私共は今日迄の政府の態度に徵しまして甚だ心細く感ずる次第であります、で總理大臣は此頃中も此物價の高いと云ふことは貿易が盛んであるからであると云ふことを繰返して居らる丶やうでありまするが、貿易が

盛んであるから物價が高いと云ふのであるならば、內地に貿易しない品物が澤山あり、輸出を禁じて居る品物が澤山あるのであるが、其物が安くならなければならぬ、貿易品は輸出が盛んであるから、高いと云ふことは一片の眞理か存じませぬが、然るにです、貿易しない物、貿易を禁ぜられて居る物が等しく高いのは事實でありまして、寧ろ多くそれが高いのである、又總理大臣の意思は貿易が盛んで金が澤山這入つて來るから物價が騰るのであると云ふことを簡單に貿易が盛んであるから、物價が高いのであると仰やるのと忖度するのでありますが、果して然らば物價の高い原因は即ち通貨の膨脹に依ると論結しなければならぬのである、さうすれば更に之を進んで申せば、通貨の膨脹を制する政策を執る外に物價調停の途が無いのであると云ふことになるではないかと思ふのである、此有樣を見て居る今日に於て思想界を見まするると頗る險惡に趨き、又風俗を見ますれば頽廢を見て居るのである、之を矯正し匡救せむとしまするには、氣の長い話のやうでありまするが教育の方面に向つて一大革新を行つて其力に依ると云ふ事は當然の順序であると存じまするに拘らず教育の振興を以て政綱の要目とせられて居る所の現內閣たるものが、成立以來唯高等教育機關の擴張を圖られましたると、美術院と云ふものを設けて文展の仕事を引渡されたることの外には、著しき施設と云ふものを見ることが無いやうに存じますが、先刻江木君の御演說に依りまするると我々は甚だ緩漫であると常に感じて居る支那政府でさへ、教科書には種々なることを言つて居るのである、是は日本に取つては甚だ迷惑なことであるけれども、支那に於て必要として居るかも知れぬ、支那にして尙ほ國民の思想を善導すか惡導するか知れませぬが、兎に角之を導くが爲には既に此大戰後の青島問題さへ教科書に入れて居ると云ふ有樣である、然るに我國の文教の上に於て中學小學の教科書等に如何なる大改正を加へられたでありませうか、我々寡聞であるか存じませぬが、唯漢字を減すとか漢字の字畫を略すると云ふことに深く御心配になつて居るやうであるが、教科書其物の內容或は教科目の組立と云ふものに革新の加へて戰後の經營を全うすると云ふ點に付て、どれ程御心配になつて居ると云ふ事をまだ拜承いたして居らない、文部大臣は多年物質的生活をなされた御方でありますだけに、矢張り物質的人心を唆るやうなことを仰やいます、此最も肝要なる精神的方面に向つてどれ程御考慮があると云ふことを私共耳にすることを得ませぬのは甚だ遺憾に存じまするのであります、今日の現狀は如何でありませうか、學校の風紀と云ふものは日に月に紊亂いたしまして、彼の學校の昇格運動とか申す事などは教官も學生も共に自己の本分を忘れまして相携へて……先生弟子相携へて日夜奔走を致し、當局に向つて頗る不遜なる要求を敢てすると云ふ有樣であるのであります、然るに當局も亦多く之を咎めず、宜しく當座逃れの答辯を與へて之を慰諭して禍を後日に貽すと云ふことを一向顧みざる如き狀況でありまするが、私共の怪訝に堪へざる所でございます、況して國民思想の源泉たり儀表たるべき學校の教職員が結束して自己の待遇問題を當局に迫り、又苟も國家の政治機關に在りまする所の官吏が、如何に下級の人々とは申しながら徒黨を致して其給與の增加を上長に强要するやうなる事を見まするのは、實に苦々しき次第であると存じますが、併ながら所謂背に腹は代へられない生活困難の脅威を受けまして知らず識らず茲に至るものと見ますれば誠に惻怛の情に堪へざるものがあります、最近聞く所に依りますれば某縣の縣立諸學校三十三校の教職員が待遇問題の不滿よりして團結をして知事排斥を叫んで居ると云ふことでありまする、若し是が不幸にして事實でありまするならば世道人心の墮落は極度に達したものでありまして、學校の教科目である所の倫理とか修身とか申すことは最早半文の價値も無いことになつたのであります、此頃世上の一問題となつて居りまする森戶大學助教授の「クロポトキン」研究事件と申すことの如きは體に現代少壯學者の奇矯なる主張を端なく暴露したものでありまして私共より見ますれば今更之に驚くのは迂濶の至であると存じます、特に注意すべきは犯罪の增加であります、警視廳の調査であると云ふのを聞きますと、東京府下の犯罪數が大正元年と七年との比較に於て十一割强の增加を示して居るのであります、而かも其犯罪に知識階級の人が增加する傾きがある、之と同時に殘酷なる犯行を增すの趨向であると申すのでございます、是は須らく學校教育の効果如何と云ふことを顧み研究すへき一材料たるを失はざるものであると認めます、斯の如き世の風潮の最も憂慮すべき狀態である今日に於きまして、國民具瞻の位置に在らるゝ所の內閣諸公が如何なる御趣意があるのでありませうか、坊間傳ふる所に依りますれば、俠客親分などゝ稱しまして地方官憲が常に其制御に苦心して居る所の人々の多數を總理大臣官邸に引見せられまして優遇せられ、又內務大臣は特に一同に午餐の饗應までもせられたと申すことであります、又呂運亨事件に付きましては二十三日に高橋博士から一應質疑がありましたが、此頃外交問責同盟會とか云ふ名の下に印刷物を私共へ配付したのであります、其表題は所謂朝憲紊亂問題とありまして、肩書に「呂運亨事件の內容」とある、是は諸君の皆御覽になつて居ることと存じますのであります、此內容を見ますと、默視することの出來ない事實が記されてあるのであります、高橋博士の質疑に對しまして總理大臣は呂が旅館の一室で新聞記者と話をしたからつて大なる事件とも認めぬと云つたやうな風に、事もなげに御答になつて居りますが抑々此呂なる人は國の法律から見まして如何なる者でありませうか、又其隨伴者の一人たる張德秀と云ふ人も如何なる者であるのでありませうか、先づ之を知らねばならぬのであります、是等の人々が上海より來て我が國內に足を入れたと聞けば、地方官憲たるものは直ちに逮捕するのが當然であらうと存じます、而も之を逮捕せざるのみならず、帝都の中央に於て新聞記者を介して朝鮮獨立の宣傳の演說を敢てせしめ尙ほ之を新聞に掲載するも差支なき旨を警視廳から各新聞通信社へ通知せられたと申すことである、而して其印刷物中に於て呂の一行の滯京中の行動を日記體に記してありまするのを見まするると次の如くであります、是は質疑の便宜上寧ろ朗讀的に申上げた方が宜からうと存ずるのであります、大正八年一月十九日、即ち呂の一行が午前十一時、一行は自動車臺に分乘して拓殖局に古賀廉造氏を訪ひ、正午退出歸宿とあります、二十日、午前九時三十分一行二臺の自動車に分乘して「ホテル」を出て「中略」牛込區辨天町なる古賀氏邸に至り、長時會談、午後一時同邸を辭し云々、二十二日午後零時三十一分一行禮裝の上禮裝しまして……陸軍大臣官邸に赴た、陸相より午餐の招待を受けたるなり云々、因に當日陸相官邸の午餐には朝鮮總督府政務總監水野錬太郞氏も亦陪賓として同席せりと云ふ、午後三時過ぎ禮裝を解きたる一行は「ホテル」を出て一部は陸相官邸を再訪し云々、二十四日、午前九時三十分、一同自動車にて立出で赤坂離宮に至り菊花拜觀の榮に浴す、案內者は古賀廉造氏なりしと云ふ……古賀長官なりしと云ふとあります、辭去後、築地に廻り同氣倶樂部を訪ひ此處にて水野政務總監と會見す更に芝公園に向ひ首相原氏の私邸を訪問し零時三十分歸宿、其傍に此原邸訪問に於て首相が一行と會見せしや否不明なり、一說には、首相一應會見を約したるも事故の爲め違約したりと、此の說實に近きが如し御會ひにならなかつたやうであると書いてあります、午後三時、一行再び自動車を飛ばし陸相官邸に田中陸相を內相官邸に床次內相を歷訪、夕六時半歸宿、二十六日、此の日一同遞信大臣野田卯太郞氏を官邸に訪問す、二十七日(午前九時前、一同打連れて牛込辨天町なる古賀氏の私邸を問ひ、長時會談午後三時過より、都下各新聞通信記者を帝國「ホテル」に招待し呂運亨は一行を代表して朝鮮獨立の宣傳演說を試む、此會合に關し此日警視廳檢閱係より各社に對し該記事の掲載差支なき旨特に通牒したり、二十八日「前略」午後二時より三時迄約一時間警視廳にありし云々、警視廳で御叱言を受けたのではないかと云ふやうなことが其側に書いてあります、十二月一日午前一行打連れて、陸軍省、內務省、遞信省を歷訪し、午後拓殖局、滿鐵會社、及首相私邸を歷訪すとあるのであります、右の記載に依りまするると政府の大官數名は呂の一行と會見せられたのみならず、陸軍大臣の如きは特に之を官邸に招待して午餐を供せられ又古賀拓殖局長官は終始斡旋せられたものと見えますのであります、更に驚くべきは彼等をして赤坂離宮の菊花拜觀の光榮に浴せしめ、而も古賀長官が之を案內せられたと云ふに至つては私共は之を質疑の問題とするさへ恐懼に堪へざる次第であります、此の呂運亨事件は此の印刷物ばかりでなく世間に於いても事實を認められて居る重大なる問題でありまするが故に、唯今述べましたる中に關係ありと目せらるゝ大臣諸大官はことの有無、即ち有りとすれば之に對する眞相及御見解如何、無しとすれば其の明確なる反證を各大臣大官御一人毎に御明辯あらむことを望みます、一人毎に自分は斯う思つたと御述べ下さることは世上に對して疑を解く所以であらうと存じますから、敢て本員は之を請求いたし

ます、甚だ長談議になりまして恐縮に堪へませぬでありましたが、私の是れ等質疑を致した要點を更に約言いたしますれば一、物價調節に關し政府が今日以後に於いて實行せむとする要目如何、言を換へて申せば貴族院各派の警告に對する政府の誠意如何、二は首相の陳辯に依れば物價の騰貴は外國貿易の盛んなるに依ると云ふ、而も貿易に供せざる物資も尙ほ騰貴しつつあり、之に對する政府の見解如何、三は勤儉の聖旨を紹述し奉り及總理大臣の聲明を實にする政府の經綸如何、四は思想の惡化風俗の頽廢に對し、敎育上より見て之を矯正せむとする施設如何、五は俠客親分と稱する人々を兩大臣より優遇せられたる眞意如何、卒直に申しますれば、一般の人心及警察取締上に惡影響を及ぼす事なしと認めらるるや如何、六は呂運亨事件に關する政府の見解如何政府は以上數項の質疑に對しまして、極めて簡明に且つ適確に御答辯あらむ事を希望いたします、尙各大臣は其主務の事項に付きましては各々責任を有せらることでありまするが故に、いつもの如く總理大臣御一人の御代辯ではなく、それ〴〵主務大臣より御答辯を煩したいと存じまする、謹んで諸君の御靜聽を謝します。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　唯今阪本君の御質問は、數箇條に亘つて居りますが願くば其覺書を頂戴すれば便利でありますが、併し記憶した所で御答いたしても宜しいのであります、若し漏れて居りましたら御注意に依つて御答を致します、又之に對する答辯は概括的でなく各大臣關係者盡くと云ふ御請求でありますが、それも差支はありませぬ、併し御了解を得たならば左樣でなくても宜からうかとも思ふ物價問題に付て段々御說がありましたが、之に付ては數回此議場に於て繰返して說明いたした所で、大概盡きて居ると考へます、政府は出來得るだけ物價の調節を圖つて居ると云ふことは事實であります、併し物價問題は重大と同時に複雜なる問題で、さう手の裏を返すやうな名案があるものでありませぬ、故に政府は誠意を以て著々之を實行して居るのであります、又此物價の騰貴いたした原因に付て、外國貿易を云云いたしたことに付て御尋でありましたが經濟が膨脹いたして購買力を增加し種々の關係より物價の騰貴いたしたことは、何人も認むることでございませう、其原因は何から來たか唯突然と物價は騰貴いたし、突然に講買力が增すと云ふことは有るべき筈がありませぬが、何人が研究いたしましても、根原は總て貿易の關係であります、輸出が增加いたして、即ち日本に金が這入り、富の膨脹いたしたは喜ばしいことでございますけれども是が爲に物價の騰貴は免れませぬ、之を細かく分析いたしますれば數多のことに渉りますけれども、要するに輸出增加の爲に經濟力が膨脹いたしたと云ふことは事實であります故に膨脹いたした所の經濟力を無益にいたさぬやうに之を資本化することに努めて居ると云ふことも既既申したやうな次第である、無論根本に遡れば外國貿易に過ぎないのであらうと思ひます、幸に茲に御質問の覺書を得ましたから、之に付て御答を申すには甚だ便利を得ますが、此物價調節に關し政府が今後に於て實行する要目如何と云ふことであるが、是は今後是々のことを實行すると云ふことは申上げ兼ねます、併し物價を調節いたすと云ふ精神より割出して、是でいかなければ斯樣なることをする、其次に斯樣なる經濟の狀態ならば之を實行すると云ふ實際に適應いたして漸次に進めやうと考へて居ります茲に其要目を揚げました所で、此活動をいたす經濟界に向つて、或は其通り參り兼ねることが起らうと思ひます、詰り斯う云ふ方針を立てて物價の調節をいたし、各派の御希望所ぢやない、我々の趣意も貫徹いたすやうにありたいと政府は努めて居るのであります、第二は勤儉の聖旨を紹述し奉り及總理大臣の聲明もあることだから、政府の經綸は如何と云ふことでございますが、之も斯樣に抽象的に申しました所で、聖旨を奉戴いたして各省大臣にも注意いたし、各省大臣はそれ〴〵部下に、地方官を經て一般の人々にも此風の貫徹いたすやうに、此御趣旨の貫徹いたすやうに努めて居ります、それに付ては奢侈を戒め、又國本を培養するに努めるやうにと云ふ趣意でございますから、之も此御趣意を奉じて致さなければならぬことは千差萬別でありますが其經綸は如何と云ふことを今日御尋になりました所で、是はどうも、さう容易く御答の出來る問題ではございませぬ、併し此精神を貫徹することに十分努めることに致しませうと思ひます、第三でありまするか第四でありまするか、どちらでありますか分りませぬが、兎に角思想の惡化風俗の頽廢に對し、敎育上より見て之をどうするか、是に思想上の動きあると云ふことを政府は見て居るのであります、或は惡化せむとするかと云ふことも恐れて居る、それ故に先般も漫然たる外來の思想に感染いたしては相成らぬと云ふやうな趣意を申述べて居つたのであります、一體日本の國民の思想と云ふものは、容易く動搖いたすやうなる不健全なるものとは考へませぬ、建國以來國民の思想と云ふものはさまで薄弱なるものとは考へませぬけれども、併ながら思慮の深からざる者は、或は外來の思想に感染いたして、隨分危激なる議論をいたしたり行動する者も無いとは限らぬのであります、之れを矯正いたさうと考へ、又森戶問題なども御引證でありましたが、さう云ふ事に對して政府は看過すことは出來ぬのであります、之を導くことに相當の力を盡したいと考へて居ります、それから俠客親分と稱する人々を優遇したとありますが別に……來訪を受けまして之に面會いたしましたので、私としてはさまで優遇もいたしませぬけれども、併ながら兎に角彼等が今まで社會より非難を受けて居りましたから、今後に於ては我々の行動も世間の信用を受けるやうに致す積りである、從つて國家の爲にも貢獻いたしたいと云ふ趣旨を以て面會を希望して參りますれば、私は當然之に會ふのは至當であらうと思ひます、如何なる者と雖も左樣なる考で面會を求めましたならば、之と面會いたしまして適當の訓戒を與へることは必要であらうと思ひましたので左樣取計らひましたのであります、又呂運亨のことでありますが、是は色々世間でも申して居りますし祕密出版などもありまするが、元來之を罪人として初めから逮捕すべきものなりと云ふ前提の下に議論を立つるから、色々の感を生ずるのであります、是は上海に於て不穩なる行動を爲して居ると云ふ說は無論あつたのであります、けれどもそれだけを以て直ちに日本に於て朝憲紊亂などゝ稱して逮捕すべき狀況の者ではないのであります、のみならず彼が日本に參りました時には、世間の風說に反して大に其行動を改めて人々に會つて陳情をし、其意見を聽いて更に上海に歸りまして後の行動は、單り左樣な不穩なことを致さぬのみならず、他の心得違ひなる者に向つても之を戒め訓戒いたして居ると云ふ今日の行動であります、故に是等の關係の人も私は面會も致しませぬけれども、面會しても差支ないことであつたかも知れませぬけれども、公[illegible]を致しませぬが、兎に角是等の關係の色々な人が面會を致して居ることは事實であります、併ながら是は逮捕すべき罪人なりと確定いたせば色々な不穩當なることに相成りますが、左樣なる狀況にあるものではない、之に付ては司法當局に於て十分に調査を致しまして、其結果として此儘措いて宜いと云ふ結論であつたのであります、故に是が內地に參りまして、人々を訪問いたしたり何か致し、而して上海に歸つて今日の如き行動を爲して居ると云ふ以上には、世間の一部には之を以て非常に政府を攻擊する材料に致すが如き狀態もありますが、左樣な問題ではないと云ふことを高橋君の御質問の折にも御答いたして居つたのであります、一つ落ちて居るものがありましたけれども、是は先刻御答いたした外國貿易の關係でありますから重ねて申す必要もありませぬが、大體を申せば、斯樣な次第であります、尤も御演說中には政府の行動を段々攻擊せられるやうな御言葉も每に出るやうでありますけれども、是は御非難がありましても御議論がありましても、それは御隨意であります、けれども政府は決して此物價問題を等閑に付するにあらず、敎育其他の風俗問題でも決して之を放任いたして置くのぢやないのでありますけれども政府が放任いたして居るか、と云ふ前提の下に御議論なり、政府の誠意なきと云ふ前提の下に於ての御議論ならば甚だ迷惑である、決して政府は左樣な意思を以て今の政界に臨んで居るのでありませぬ、之に付て尙ほ詳しく述べますれば多々述ぶべき箇條もあると考へます、大體に於て政府は左樣な不誠實なる輕薄なる考を以て今日の政界に臨んで居らぬと云ふことだけは御承知を願ひたい。

○副議長(侯爵黑田長成君)　阪本釤之助君に尙ほ伺ひますが、此上更に御質疑の點がございますか。

○阪本釤之助君　先刻要求いたしました通り主務大臣に對して尙ほ御尋ね致して御答辯を願ひたいと思ひますが、今日は御都合もありますれば明朝に繼續を願ひたい、唯今總理大臣の御答中に、最も必要とする所の一項の御答が拔けて居りますから、それだけは唯今ちよつと御許しを願ひたい。

○副議長(侯爵黑田長成君)　宜しうございます。

○阪本釤之助君　別の紙に書いて置きました事柄は唯今の御答の中には御答になつて居らぬのである、

總理大臣は物價の高いのは貿易が盛んであるからと云ふ事を御話になりましたが、貿易が盛んだから物價が高いと云ふ事であれば、それを更に細論いたしますれば輸出品が多いから內地の物資が缺乏して來る故に其物が高くなると云ふ事にならねばならぬと思ひますが、先刻本員が御尋しましたのは外國貿易に供せられざる物、殊に近頃之を禁止せられました物でも騰つて居る、外國貿易が盛んであるから物價が騰ると云ふことは、蓋し其爲に金が外國から澤山這入つて來るから騰ると云ふことに歸著するのであるかどうであるか、外國貿易が盛んであるから物價が騰ると云ふことでは分りませぬが、どう云ふことであつたかと云ふ御說明を請ひたいと云ふことは最も力を入れて御質問を致したのであります、是だけは今日御答を願ひたいと思ひます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 先刻御答を致した內に成るほど此事は審かに申して居らぬのであります、それは外國貿易の關係より日本の經濟が膨脹いたしたと云ふことは否むべからざる事實と思ひます、其の經濟界が膨脹いたしますれば自然物價は騰貴すると云ふことは免れないのであります、然らば外國貿易即ち輸出をせざる物も騰貴して居るがどうであるか、斯う云ふ御尋の意味になるやうであります、それは日本銀行、其他各關係の所に於て調査いたしたものがありますから、之を御覽下されば直接輸出に關係なき物は、輸出に關係の直接あつた物ほどは騰貴いたして居らぬ結果を見て居るのであります、併ながら經濟界は極めて複雜なるものである、輸出いたす物だけ騰貴いたして他の物は之に關係を持たぬかと云へば之に極めて關係を持つのであります、それ是れの事情よりして直接輸出に關係なき物も自然騰貴する、唯其率は輸出する物ほどではないのでありますけれども、それは唯品物に就て云ふことである、大體を通じて申せば、日本の戰爭中に得た所の利益は多いものである、經濟界も極めて膨脹いたしたのである、從つて購買力も增加したのである、製造の力も無論增したのでありますが、それ是れの事情より又自然人知の發達から生活の向上いたしたこともありませうけれども、兎に角最大原因としては外國より非常なる金を得て居るのでありますから、之に依つて經濟界が膨脹したと云ふことになる、それは輸出に關係なきものも騰つて居ると云ふことは、それは多少輸出に關係ある物と關係なき物との騰り方の差はありますが、併し是も騰貴して居るには違ひないのでありますが、是は經濟界の當り前のことであります、關係のある物だけと云ふことには參りませぬ、一般的に及んで來るのでありますから、それで政府の採りました方針は此の輸出を止めますれば直ちに物價は低落することになりませう、試みに出來得る問題でありませぬが、試みに四千圓も致して居る生絲の輸出を制限いたしたらどうなりますか、直ちに農民が……之を副業と致して居る者は甚だ悲境に陷りませう、之が悲境に陷れば購買力は減じませう、購買力が減ずれば物價が下がりませう、是は國家として忍び得られぬのである、故に左樣な急激なる結果を來たさぬやうに經濟界を遽に攪亂いたして遽に不景氣の來らないやうな範圍に於いて苦心慘澹いろ〳〵な計畫を立てて居ると云ふ次第であります唯物價を下げると云ふことでありますれば根本に溯つて輕減を致せば下がることは明だらうと思ふ、それは國家として忍ぶべからずと云ふのでありますから、此範圍に於て相當なる按排を致して、それが次第に効力が現はれるものでありますけれども、國家の爲に順を追うて是はやるのであります、即ち一昨年末より關稅を動かして見まして、地方の遊金を吸收する策を講じて見まして、社會に向つては社會政策を講じましたり、色々なる方策を執つて苦心いたして居るのは即ち茲にあるのであります、此點は十分御了解を得たいと思ふ。

○阪本釤之助君 唯今は枝葉に亘つての御答がありましたが、本員の問はむとする所は政府の方策如何と云ふことで、此場合此事に付て御施設如何と云ふことを問ふのではありませぬ、唯總理の言はるゝ其原則は外國貿易が盛んであるから物價が騰ると仰せられる、外國貿易に供せぬ物は現に安い、斯う仰せられるが、米などは現に輸出を禁ぜられて居るが、矢張り一番高いのであります、是が即ち外國貿易に關係しない物も確かにさうでありますが、併し總理大臣の御辯解に依りますと、外國貿易に供する物が高いから、其隨伴として內地の色々の物が幾分高くなると云ふことで　要するに物價の騰貴と云ふことは輸出貿易が盛んである結果である、斯う御結論になるものと拜承して宜しいのでありますか、果して然らば金貨が如何に內地に澤山這入つて來ても是は物價騰貴の原因になつて居らぬものと、斯う御認めになるのが第二の結論になるのでありますか、斯樣に解釋して宜いのでありますか、此二點をもう一應承りたい。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 度々繰返すやうでありますけれども、輸出の關係より內地の經濟が膨脹いたしたと云ふことは、又金が這入る銀が這入ると云ふ問題にもなりませう、外國から日本に札の這入りやうはありませぬ、日本の即ち在外正貨が增加いたしまして、それに對する正貨準備を含みまして紙幣の發行も從つて起るのであります、爲替の作用に依つて日本內地に於ける金が增加をするのであります、故に外國貿易に依り日本の經濟が膨脹いたしたと云ふことは、輸入する物が少くして、輸出する物が多い、輸出の物品に對する代價が日本に這入るのであります、故に經濟が膨脹するのであります、然らば昨年の如く輸出が少しく減退いたして輸入が少しく多くなつたらどうであるか、是は物品に付ては其通りである、併し日本の海外に於て働く所の資本、殊に船舶業者の受くる所の利益と云ふものは非常に多いのであります、是が矢張り日本に這入つて來て兎角の經濟を膨脹させる原因になつて居るのであります、是等の事情を詳しく御調になりますれば、私は答辯を費すまでもなく、事實左樣だと云ふことは御了解を得やうと考へる。

○阪本釤之助君 もう御閉會のことゝ存じますから明日に讓ることが宜からうと思ひますが、唯私から約言いたして置きますが、唯今最後の御答辯に依りますと矢張り貿易の盛んなるが爲に金が……金か銀か札か存じませぬが、兎に角金が日本に澤山這入つて來る結果で物價が騰るのであると云ふ矢張り御結論である、左樣に心得て置きます、若し誤であれば明日更に御辯明を願ひたいと存じます、而して先刻要求いたしました通り、明日は先程列擧いたした事柄に關係する各大臣及水野政務總監、古賀拓殖局長官の御出席を請ひたいと存じます、是だけを申して置きます。

○副議長(侯爵黑田長成君) 阪本釤之助君の御質疑に關係のございます各大臣並に政府委員には本席よりそれ〳〵通知を致して置きます、尙は阪本釤之助君の外にも質疑の通告者がございますから、今日は時刻も餘程移りましたに依りまして是にて延會を宣告いたします、明日は午前十時より會議を開きます議事日程は後より本院公報を以て御通知に及びます本日は是にて散會。

午後四時五十六分散會

○大正九年一月二十七日(火曜日)

午前十時九分開議

議事日程 第六號

第一 **公爵毛利元昭君、公爵德大寺公弘君、公爵島津忠重君、公爵大山柏君、侯爵德川圀順君、侯爵小松輝久君、伯爵堀田正恒君子爵松平康民君、男爵古市公威君、男爵本多政以君、兒玉利國君、相馬哲平君富永猿雄君請暇の件**

第二 **平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案**(政府提出) 第一讀會

第三 **右議案の審査を付託すへき特別委員の選擧**

第四 **貴族院規則改正の動議**(侯爵細川護立君外五名發議) **會議**

○議長(公爵德川家達君) 是より諸般の報告を致させます。

〔長書記官朗讀〕

昨二十六日常任委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

豫算委員會

委員長　子爵前田利定君

副委員長　江木千之君

同日豫算委員會に於て決定したる分科及分科擔當委員の氏名左の如し

第一分科(歳入、大藏省「帝國鐵道、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳を除く」)

伯爵柳澤保惠君
伯爵奧平昌恭君
子爵青木信光君
子爵牧野忠篤君
子爵前田利定君
子爵八條隆正君
男爵藤村義朗君
男爵東鄉安君

仁尾惟茂君
若槻禮次郎君
橋本圭三郎君
湯淺倉平君
伊藤傳七君

兼務
淺田德則君
江木千之君
河村讓三郎君
荒井賢太郎君
上山滿之進君
男爵郷誠之助君
市來乙彥君

第二分科（外務省、司法省）
伯爵松浦厚君
男爵小澤武雄君
子爵酒井忠亮君
子爵伊東祐弘君
河村讓三郎君
石塚英藏君
男爵阪谷芳郎君
男爵船越光之丞君
高橋作衞君

兼務
男爵坂本俊篤君

第三分科（內務省、文部省）
伯爵林博太郎君
伯爵松平賴壽君
子爵榎本武憲君
男爵石黑忠悳君
高崎親章君
江木千之君
福原鐐二郎君
男爵千秋季隆君
阪本釤之助君
江原素六君
鎌田榮吉君

兼務
男爵福原俊丸君
谷森眞男君
石黑五十二君
湯淺倉平君

第四分科（陸軍省、海軍省）
子爵樋口誠康君
子爵大河內正敏君
男爵村上敬次郎君
男爵宇佐川一正君
男爵坂本俊篤君
石黑五十二君
石渡敏一君
市來乙彥君

兼務
高崎親章君
男爵斯波忠三郎君
男爵佐竹義準君
若槻禮次郎君

第五分科（農商務省、遞信省）
子爵井上匡四郎君
淺田德則君
和田彥次郎君
小松謙次郎君
上山滿之進君
男爵平野長祥君
男爵斯波忠三郎君
男爵郷誠之助君
中村圓一郎君
橋本辰二郎君
西川甚五郎君
安田善三郎君
勝田銀次郎君

兼務
子爵大河內正敏君
男爵千秋季隆君
男爵藤村義朗君
藤田四郎君
山之內一次君
伊藤傳七君

第六分科（帝國鐵道、朝鮮總督府、臺灣總督府關東廳、樺太廳）
子爵稻垣太祥君
子爵豊岡圭資君
荒井賢太郎君
男爵福原俊丸君
男爵佐竹義準君
男爵藤堂高成君
谷森眞男君
藤田四郎君
山之內一次君

兼務
男爵小澤武雄君
男爵宇佐川一正君
男爵東郷安君
仁尾惟茂君
高橋作衞君

○議長（公爵德川家達君） 是より本日の會議を開きます、昨二十六日本院議員折田彥市君の薨去の報に接しました、誠に痛惜の至りに堪へませぬ、付きましては本院より弔辭を贈りたいと存じます、御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます、折田彥市君薨去に依り第五部に於て懲罰委員の補闕選擧を成るべく速に行はれむことを望みます。

○阪本釤之助君 昨日質疑を致しました續と致しまして尙ほ多少の發言を御許し願ひたいと存じますが發言して宜しうございますか。

○議長（公爵德川家達君） 國務大臣、政府委員も御一人のみ御出席で他に出席はございませぬから、暫く御待を願ひたい……阪本君に伺ひますが、國務大臣は何大臣の出席が必要でございますか。

○阪本釤之助君 先づ最初に農商務大臣大藏大臣に物價問題に付て御尋ね致したいと存じます。

〔國務大臣中橋德五郎君演壇に登る〕

○議長（公爵德川家達君） 今文部大臣が發言を求められましたから……

○國務大臣（中橋德五郎君） 今他の連中も出て來ますが、昨日阪本君の御質問の御說明の中にありましたことに付きまして間違ひがありますから、それだけは事實に渉りますから私より申上げて置いた方が宜からうと思ひます、思想上のことに付て色々御心配の御話がありましたが、それは銘々の見やうに依りまして非常に之を悲觀することも亦一の觀察の仕方でありませう、又我國の二三千年來の此建國の基礎に付ての觀察より現況に付きましても私共のやうに決して悲觀をして居ない者もあるのであります、是は銘々の見やうでありますから、銘々の推測を以て行くことに致しまして、其御說明の中に思想上文教上よりして有形上には餘り施設を爲さないやうに御話もありましたが、是はどう云ふ觀察でありますか知りませぬが、私共の方では相當にやつて居る積りであります、單に美術院の改正をしたなどゝ云ふことは是は極く小事であります、一昨年暮に大學令を初め總ての學令の改正を致しまして、一大革新を致した積りであります、是は獨り現內閣の努力でありませず前々內閣以來數代の內閣の努力の結果一昨年の暮以來各學令の全體に亘つて一大改正を致し、道德德育の施設を十分に致し從來の物質的教育の稍々變態を呈したる弊を矯めたいと考へます、それ等のことは先づ銘々の御觀察に從ふと致しまして大體のことは總理より御說明を申上げたことでありますから私は詳しく申上げませぬ、昨日御述の中の事實のことに付て相違がある點は、或所にと云ふ御話でありましたが、教員が相談をして知事の排斥をすると云ふ御話の如きは事實無根であります、多分福岡縣のことでありませうと思ひます、福岡縣ならば事實無根であります、先日福岡縣の教員が十七八名ばかり小倉に寄りまして、給料の平均が彼の縣は餘り高くないから少し上げて貰ひたい、又轉勤のことは自由にして貰ひたいと云ふ決議をしたと云ふ事實があるのであります、併しそれが爲に強要をするとか又知事を排斥をしたと云ふやうなことは事實無根であります、それから教員生徒等が寄つて當局に向つて強要する、當局がそれに向つて約束をした如き御話もあつたやうに伺つたのであります、是は多分昨年の暮に新聞で以て所謂學校の昇格運動と云ふことを御指しになつたことであらうと思ふのであります、是は新聞紙の報道が餘ほど間違が多いのでありまするで、其當時私は旅より……旅をして居りましたから、旅行よりして戾りまして、事實を新聞に話をして、長く新聞には二回ばかり載つて居ります其方は御覽下さつたかどうか知りませぬが、學校の昇格運動は新聞の三面記事には色々出て居りますが併し是は御承知の通りに、新聞は其事實の出來事を出來るだけ早く報道したいと云ふものでありますから、誤聞の多いことは當然のことである、是は決して新聞の責任でも何でもありませぬ、それで此昇格運動と云ふものを、新聞に出て居るのに就て見ますると云ふと、昨日も御質疑になつた即ち彼の東京の

高等工業學校の事なども其中の一つであらうと思ひます、高等工業學校の組織變更、即ち大學に昇格したいと云ふ事に付ての記事、新聞には數日出て居りました、併し是は事實の上には少しも學校外に其話は出たことではありませぬ、元々此起りと云ふものは思想問題には關係は無いのであります、沒交渉であります、即ち先程申しました一昨年の暮に發布いたしました大學令の改正に其源を發して居るのであります、從來當院の御方には澤山御關係の御方があります通りに、我國には綜合大學より設置を許さなかつたのであります、長く研究の結果單科大學を認可する、設立すると云ふことに段々議が向ひまして一昨年の暮に發布しました大學令に於きましては單科大學を認めることに規定がなつたのであります、單科大學を認めることになりましたから、さてどう云ふ結果になるかと云ふと恐らくは爰數年の間には餘ほど澤山の單科大學が出來ることになりますと、第一番に昨年出願をして出たのは大阪、公立大阪醫科大學、是は既に認可を致した譯であります、それから私立に於ては慶應、早稻田、是は先日教育會議の決議を經まして認可することになつて居る、それから昨年御當院の議決を願ひました高等教育機關擴張案の中にも、一橋に在りまする東京高等商業學校之を昇格すると云ふ計畫になつて居りまするで、此四月よりして大學として開校する豫定であります、と云ふことになりますからして、此學校と同一に居つた所の……同列に居つたところの或は東京の高等工業神戸の高等商業、或は大阪の高等工業と云ふやうな學校の職員及從來の卒業生等の諸君が、是れ等の學校も成るべく速に單科大學に昇格をして組織を變更したいと云ふ希望を持たれることは、是れは當然のことであります、人情當然なことであらうと思ふのであります、ところへ持つて來て茲に非常な間違ひが一つ生じたのでありますそれは何かと云ひますると云ふと大阪に發行して居りまする大阪毎日新聞に昨年、一日記事が出て居ります、其の記事には大正九年度の豫算に追加豫算として大阪の高等工業學校が大學に昇格すると云ふ計畫があると云ふことの記事を出しました、而かも其の記事を大阪の高等工業學校の當局者の談だと云ふことに記事が出たのであります、其の記事の捉へて直ぐ東京の高等工業の職員生徒連中が自分の方は成らないのに大阪が先になると云ふのは是れは妙な話だと云ふことが此の東京の高等工業の連中が一時內輪で非常な熱心に相談を始めた結果であるのである、所が其事實を聞くと、さつぱりさう云ふことはない、段々探すと全く新聞の記事の誤聞でありますと云ふことが分つて、終に生徒及職員のあの協議も終つたと云ふことである、其當時には度々……それからして當局に校長などからどうか追加豫算を出されないものであらうかと云ふやうな話もありましたけれども、是は唯校長に能く其事を說明して追加豫算と云ふものはさう輕々に提出の出來るものでないと云ふことを段々懇々說明を致したので、當局と學校との間には追加豫算の外に何もなかつた、元々大阪の毎日新聞の記事の誤傳よりして起つた事柄であります、唯併し生徒が數日集つてさう云ふことを唯自分同志で相談をして居つた、それが新聞の記事にいろ／＼出たやうなことであります、又其後に丁度昨年私は四國地方を巡視して居りましたが其留守の間に東京の高等師範學校に又此組織變更をしたいと云ふ話が起りまして、丁度私歸りまして其話の詳しい報告を聽いたのであります、是も內輪で以て矢張り今のやうな話だ、どうかして大學になつたら結構で、單科大學になつたら結構、法文大學にでもなつたら結構、中には師範大學などと云ふやうな話も出て、內輪で相談をして居られたと云ふ話である、そこで歸りましてから段々話を聽きまして居りまする中に矢張り新聞に記事が出る、私共の方には大した話はない、餘り新聞に記事が出ますから世間に誤解を與へてはならぬと思ひまして、十二月十五日であります、校長及教頭を呼びまして能く話をしたのであります、どうも世間に向つて、職員生徒が本省に學校組織の强要をするやうな誤解を與へるやうなどうも新聞記事があつては困る、さう云ふことは決してない話である、誤解を與へてはならぬから、誤解のないやうにして貰ひたい、本物になれば處分をしなければならぬと云ふやうな話を致した顚末は、確か十二月十七日十八日の新聞に載つて居ると記憶して居ります、御覽下さつた方もあるであらうと思ひます、之れに付ても新聞紙には中には當局が覺書を與へたなどと云ふやうな記事もありますけれども、さう云ふことは少しもないのであります、私が即ち言つたので、校長と教頭を呼んで能く其話の世間に誤解の傳はらぬやうにしたら宜からうと云ふことを、それ切りの話であるのであります、是は元々思想問題でないのでありまするで、一昨年の暮に發布になりました大學令の中に單科大學が出來ると云ふことよりして色々の希望を以て寄々相談をする者があると云ふことの爲でありますから、私は今回のことは總理よりして御答を申上げたことでありますから、事實の中に多少間違ひのあることだけを申上げて置きたいと思ひます。

〔國務大臣床次竹二郎君發言の許可を求む〕

○議長（公爵德川家達君） 床次內務大臣。

〔阪本釤之助君發言の許可を求む〕

○議長（公爵德川家達君） 內務大臣が發言をしたいと云ふことを議長が承りましたから、發言を許しました。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君） 阪本さんの昨日の御質問に對して御答を申上げます、呂運亨事件に付ては既に總理大臣より一應說明を申上げてある次第でありますが、併ながら尙ほ委細のことを說明を致す方が宜しからうと考へますので、少しく立入つて私より申上げます、一々呂運亨に面會した人より御話を申上げるやうにとのことでございましたけれども、事件の眞相を茲に御話を致しましたならば、各人一々御答をする必要もあるまいかと考へますので私が總代の積りで御答を申上げて置きます、第一に起りから申上げますが、上海に耶蘇教の牧師で藤田九皐と云ふ人が居りますが、彼の呂運亨なる人が同じく上海に住つて牧師をやつて居るのであります、のみならず在米の當時から此兩人は親密の關係がありまして、藤田は從つて呂の心情を能く知つて居る次第であります、其關係よりして何卒呂なる者は之を說くに道を以てすれば懷柔するの望があると云ふやうな考を以て段々彼に說きまして、是非一遍東京に出て政府の當局とも親しく接觸したらどうかと云ふことを勸めたのであります、所が呂自身も又此朝鮮の獨立を思はぬことはありませぬけれども、彼は到底朝鮮の獨立などゝ云ふやうなことは出來ることではない、將來どうしても朝鮮としては日本に賴らざるを得ないのである、であるから若し朝鮮に對し將來時節到來の時分には自治を許されるやうなことでもあるならば、それを望んで長く日本の臣民として朝鮮の向上を圖りたいと云ふ意を有つて居つたのであります、唯今日まで朝鮮總督府の施設に對して慊らざる所があつて、其爲に久しく海外に流寓いたして居つたのであります、彼の本意は前申上げる通りの次第である、依つて彼は政府に對し其意見を開陳して、政府も亦彼の說を聞いて互に意思の疏通を圖る所があつたならば、將來朝鮮の爲に利益なるのみならず、日本の政策上から考へても有利であらうと云ふ考を懷いて、若し政府の當局にして事實の眞相を確めないで、徒らに一網打盡的に彼を捕縛するやうなことがないと云ふことであるならば、一度は上京いたしても宜しいと云ふ考を有つて居りました、茲に於て藤田の勸める儘に心動きまして、自分の身命安全を得られると云ふことがあるならば一度入京をしやうと云ふことに決心を致しました次第であります、それが起りでございます、入京後に關しましたことは今申し上げるやうに、呂を勸誘して居りまする所の同じく耶蘇教の牧師で同派の者でありますが木村淸松と云ふ人が北京に行く序でを以て上海に立寄りまして藤田牧師と會ひ、又此呂にも面談を致しまして是亦呂に入京を勸めたのであります、そこで呂に於ては前述の如く濫りに捕縛されるやうなことはないと云ふやうなことであるならば上京を致さうと云ふ決心を致しまして、付ては誰か然るべき通譯を欲しいと云ふやうなことから、其當時朝鮮に於て居住地制限處分を受けて居りました張德秀と云ふ者が居りました、豫て知り合の者と見えますが、どうかそれを連れて行くことは出來なからうかと云ふ事から話が始つて其結果此木村淸松牧師は朝鮮に參りまして、張德秀を誘ふたのであります、總督府に於ても居住地制限は一時解除しても宜いと云ふ事になりましたので、此張なる者が馬關に出て呂を待受けて上京したのであります、さて上京を致しましてからは專ら藤田牧師等の接待に依りまして帝國「ホテル」に投宿いたしたのでありますが、それと共に古賀拓殖長官を訪問いたしたこと三回であります、陸相並に私が二回ほど面會を致しました、水野政務總監野田遞信大臣、各々一遍づつ會うて居ります、私が會ひました如きはもう極めて無意淡白なものでありまして、唯斯う云ふことで來た、さうか、話が濟んで歸る、左樣であるか、と云ふやうなことでまありましたが、彼は他の人々の所では或は自分の意見を述べたことでございませう、私の所では簡單なこ

とでありましたが、兎に角前申す通り意思を色々述べて了解を得たいと云ふことで出て來た次第であります、それから上京中に赤坂離宮の拜觀を許されたことも事實であります、同じく在京中に新聞記者と會見いたしまして經歷並に入京の經過を述べたのであります、新聞に現はれたる所に依りますれば獨立の宣傳を爲したかの如くに見える嫌もありまするが當時親しく其席に立會つて居りました所の牧師の話に依りますれば、彼は決して朝鮮獨立宣傳の意思を持つて居るのでなし、又之を發表したと云ふことはないのである、新聞の記事には通譯やなんどの關係もありまして、其間に間違があるやうに思はれる、斯う云ふことでございます、元々前申上ぐる如く、彼は到底日本の力に賴らずして未來朝鮮の獨立などの出來るものでない、斯う云ふ考を持つて居る男でございます、右樣の次第でありますが、之に付きまして呂は朝憲紊亂者であるが故に之を何故に捕縛せぬのであるかと云ふ議論もあるやうでありまするけれども、朝憲紊亂の罪を以て論じまするには、其目的で暴動を起すなり、又は豫備陰謀をなす行爲がなければならぬのでありまするが、呂は唯今まで我々の承知いたしまする所に於ては、上海に於ても又東京に於ても、左樣な行爲をなした證據はないのでございます、加之前來申述べまする通りの事情に依つて入京を致しました、入京前から既に心は動いて居つたと見受けるのでございますが、現在に於て彼の心情は既に變化を來たして居るやうに見受けられるのであります、旁々彼を捕縛すると云ふことは却つて宜しきを得なからうと云ふ考であります、又新聞記事の取締に關しましても、前申上げるやうな次第で、獨立宣傳の意思があるものとは考へられぬのであります、それ故に朝鮮に於ては彼の移入することを禁止いたしましたけれども、內地に於ては其儘差置いた次第でございます、而して彼が退京後の情況は如何であるかと申しますれば、其感想は極めて良好なるものの如く察せられます、內地を去るに臨んで其親近者に對し朝鮮人獨立の企圖の誤つたことを漏らして居ります、歸りまして後に彼の根據たる靑年團員を集めて、分離獨立の到底實行不能なことを能く示し、それよりは自治を得て同胞の幸福を增進する方が宜しい、宜しく協力して自治體の創立に努め、朝鮮人の價値を內外に認められるやうに勉め働くが宜しいとして、多數の同意を得て居ります、今後は更に穩健分子の結束に努め漸次過激獨立の分子の切崩しを致さうと云ふことを考慮いたして居るやうに察せられるのであります、事柄の實相は斯の如くであります、依つて政府は今日の通りの處置を致して居る次第であります、尙ほ昨日の御質問の中に內務行政に關して御尋の點がありまするので、幸に茲に簡單に申上げて置きたうございます、近來奢侈の風が盛んになりはせぬか、質實剛健の氣風が衰へはせぬか、是等の事柄に付て、如何に處置を取つて居るのであるか、考へて居るのであるかと云ふやうに、內務方面からの御尋でありましたので、內務方面からの事を一應申上げます、私共も左樣な感じは持つて居ります、殊に大戰以來最も注意すべきは、國家觀念を養成すること、各人の人格を向上すると申しますか、各自の自覺を促すと申しますか、さう云ふやうな事柄、又生活難の叫はありますが、一方に於て地方の情況は極めて景氣は宜いのであるが、斯の如き時に於て最も必要なる事は働いて貯蓄をしろ、即ち勤儉の風を起す、此三つの事は今日の時勢に於て最も大事なことを考へて居ります、さう云ふやうなことから致しまして、去年の夏頃から此趣意を地方に傳達いたし、內務省自身に於ても人の得らるゝ限りの人を囑託いたしまして、民力涵養と云ふ旗印の下に極めて通俗的の宣傳運動を開始いたして居る次第であります、之が爲に地方で講演演說等を致しました數も少くないことであります、通俗的の宣傳と致しましては、必や多少の効果があることゝ信じて居ります、唯思想の惡化なり風俗の頽廢を歎くと云ふより、力及ばずとも兎も角政府自ら宣傳運動をして盡力すると云ふことは、相當なることと考へてやつて居る次第でありますが、私共は例へば米を節するとか或は亞米利加の禁酒の如きことでも、單に政府の法令のみを以て是等のことの成就を望むと云ふことは出來ないことと思ひまして、どうしても是は國民の自覺に依ることが最も大事である、一昨年の米騷動の如きに致しましても、如何に警察の力を以てし、如何に兵の力を以て致すとも、國民多くの人が自ら節し自ら重んずる氣風のない時分には到底是は力の盡しやうはないものと考へまするので根本から申せば前申上げる如く國家の觀念、個人の人格の向上、自覺心を促し、又奢侈の風ある所に於ては、働いて努める、さうして貯へる、斯う云ふやうな風のことを極めて通俗に宣傳して運動すると云ふことが宜からうと考へて居ります、でそれには出來得るだけ盡力を致して居る次第であります、又物價問題に付て經濟上からは、物價の高低の問題になりませうが、其半面からは即ち此生活の安定に關する問題になります、其事から內務省の所管として盡して居りますることは、物價騰貴の場合には一方に於て兎も角も其收入を增加すると云ふことは何より第一でありますから、即ち昨春の議會に於て御協賛を得まして此地方稅の稅源を與へて吏員、小學校敎員等の增俸を圖りましたことは御認め下さつて居る通りなことであります、今年に行きましては尙ほ此警察官の共濟制度、或は鐵道從業員の年金制度等をも考慮いたして見たいと云ふ積りで、鐵道從業員の年金のことに付ては今年度の豫算の中に編入してあるやうな次第でございます、先づ其出來得る所よりさう云ふやうな考を漸次始めて行つてみたいと、それから餘り効能はないやうな御話もございましたけれども、當局者としては甚しく効果があるとは思ひませぬけれども、相當の効果を收めて居ると信じて居りますることは、矢張り此生活問題よりして即ち鐵道の運賃の政策に依つて盡力いたした事柄であります、一昨年の暮から、又昨年の夏から暮にかけての此都會地に於ける食糧品の配給等に付ては其當時人心を和げることに於ては大に効果があつたと信じます、現に數量の上から申しましても前年に比較しては多くの米やなどに致しますれば、此東京、大阪に移入を致して、在庫米もそれが爲に殖えて居る次第であります、直接價格に關係がないと致しましても、人心動搖の際に於ては容易ならざる効果があるものと考へて居ります、或は是は總理から說明されましたが公設市場を設け、住宅の問題を解決せむと努めて居り、其他此職業紹介所の制度も近日勅令を以て制定される筈でありますが、左樣のことと或は又此混食節米の運動等、相當な効果を收めて居ると考へて居るのであります、それから此俠客のことは既に總理より答辯に申上げたやうなことでありますが、是も或は誤解がありはせぬかと思ひまするが、其當時のことは僅か時事新報に載つて居りましたことが眞相であります、私は此地位に居つて彼の人々を招集する何にも必要はございませぬ、相談をする要もございませぬ、でありますが、其間に行違ひがありましたかどうか知りませぬが、兎も角私の所に多數の人が面會を求めて參りました、一應行違ひがあつてはならぬと思ひましたから面會を致しましたが、話は避けたのであります、然るに其後樣子を聞きますると、彼の人々は相當の皆乾兒を有つて居る人であります恐らく何十萬と居るのであります、兎も角內務大臣に面會をして呼ばれたと云ふのか、意見を述べると云ふのか、何か其處に行違ひがあつて集つて來たには相違はないのであります、是等の人々を其儘にして立別れると云ふことが宜しいのであるか、折角世の爲に盡すと云ふ考を以て來て、而かも隨分其人々の行動如何に依つては尠からざる人々に影響のあることでありますから、是はいつそ其世の爲に盡すと云ふ考に共鳴を致して相當の取扱をして歸すのが宜しからうと云ふ考より此の如く致した次第であります、是も色々議論はありまするが、私は達觀した上で宜しいと信じて居る次第であります

○阪本彭之助君　文部大臣、內務大臣より進んで御說明を願ひまして欣ばしいことでありますが、本員は更に進んで御尋を致したいと思ふ點がまだ色々あるのであります、幸に大藏大臣が御出席になつて居りますから、順序を追うて御尋を致します、先づ初めと致して大藏大臣に御尋いたしたいと考へます、尙ほ附加へて置きますが、內務大臣にも更に御尋をしなければならぬことがあるのであります、農商務大臣は最早强ひて御尋する必要はございませぬ、大藏大臣は此物價調節のことに付きまして、實は物價調節には及ばないのであると云ふ御考を有つて居らるるのではないかと云ふことが私共の感覺に觸れるのであります、現に日銀の利子引上の如きも是は泡沫會社の防制の爲めにするのである、投機心を制する爲である、決して物價調節の爲ではないと云ふことを御明言なされたと云ふことを傳聞いたして居ります、それから考へましても、大藏大臣は今日の景氣の宜しいのは洵に結構である、畢竟物が高いからこんなに景氣が宜いのであるから、之を認めて物價を引下げるなどは宜しくないと云ふが如き御考を有つて居るのではないかと疑ひますのであります、併し人には色々考のあるものでありますから、大藏大臣は此の如き卓越したる御考を有つて御出でになるかのやうにも存ぜられまするが、其邊の御說をはつ

きりと大藏大臣は此の如き考を有つて居ると云ふことを、一つ此場合に於て御明言を願ひたいと云ふことを先づ申上げて置きます。

［國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る］

○國務大臣（男爵高橋是清君）　初め少し聽取り惡かつたのでありまするが、御尋の要旨は大藏大臣は物價を引下げる目的を以て金利を上げることはしない、斯う云ふことを言うたのから見ると大藏大臣は物價益々騰貴するのを以て好景氣とし、是が宜いと云ふ考であるかと、斯う云ふ御尋のやうであります……さうですか。

○阪本釤之助君　さうではありませぬ、大藏大臣は物價調節と云ふことは唯今必要はない、左樣に御考になつて居るかのやうに思ふ、現に日銀利上は物價調節の爲ではない、是は泡沫會社、投機心を防制する爲だと云ふやうなことに承知いたして居るから、是から類推いたしましても餘り物價調節と云ふことは必要がないやうに御認めになつて居るやうに思はれるでありまするが、果してさうでありますか、左樣な理窟でありますならば物價調節には及ばぬと云ふ御認でありますかと云ふことをはつきり御答を願ひたい。

［國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る］

○國務大臣（男爵高橋是清君）　分りました、それは全く推測が誤つて居る、私は物價調節の必要がないとは感じない、益々其必要は感じて居りますが、日本銀行の金利引上は直接物價下落を目的として引上をしたものではない、是は經濟界一般に警戒を與へる、中央銀行の金利の引上と云ふことは金融界に警戒を與へるので、餘り投機心が盛んになり、或は射倖心が盛んになり、それが銀行の貸出等に於て不眞面目である、さう云ふやうなことが原因となつて世の中の人心が益々投機心に驅られ、射倖心が盛んになると云ふやうな場合に於ては、金の貸方を愼まなければならぬ、其意味に於て警戒するのであります其間接の影響として或は物價下落の方に其働を持つかも知れませぬけれども、此金利を中央銀行が引上げるのは物價を下げる直接の目的を以てするのでないと云ふことを申上げたのであります、物價調節の必要は私は認めて居る、あなたの御推測は誤つて居るのである。

○阪本釤之助君　果して然らば先日來總理大臣は物價調節のことに付て種々御答辯になつて居りまするが、大藏大臣の御立場と云ふものは是等のことに付ては非常な關係を持つのでありますが、唯今の物價暴騰に對しては如何にすれば救濟することが出來るか、如何にする積りであるかと云ふことの御經綸がありますならば、それを拜承いたしたいと存じます

［國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る］

○國務大臣（男爵高橋是清君）　阪本さんは物價調節は主として大藏大臣の職務であるやうに御考になりますが、それはどう云ふ譯でありますか、農商務省と云ふものが取引所を總て監督して居り、總ての產業方面是は其農商務省の所管であります、大藏大臣が之に向つて計畫を立つると云ふことを御望になるのは少し無理であります、勿論閣員の一人として問題が出れば意見は相當に私も述べますが、先づ大藏大臣として物價に關することでありまして、是まで關與しましたことが低利資金を出す、或は關稅など大臣の求に依り、或は農商務大臣の求めに依つて考の廢滅をやる撤廢をする斯う云ふことは皆或は內務慮して其低利資金を出すとか、或は關稅法を改めると云ふ手續を執るのであります。

○阪本釤之助君　是は意外なことを承ると思ひます本員は全然大藏大臣の御職責であるとは申しませぬ大藏大臣は特に與つて關係のあるから云ふことを申したのであります、何故に大藏大臣は國家經濟に與つて居る物價の調節に關係がないと仰しやるのでございませうか、世の中では通貨が膨脹いたして居るから物價がこんなに騰がると云ふことを頻に叫んで居るのでありまするが、內閣は此點に付ては御異存があるやうであります、是は通貨收縮などの問題は全然大藏大臣の御所管であるのでありまする故に、私は唯婉曲に御尋をしたのでありますが、左樣に申されますならば、極く直接に申上げます、通貨收縮などは爲すべきものでない、大藏大臣としては此儘膨脹いたしても此儘にいたして置くのが宜いと云ふ御所見であるかと云ふことを極く端的に承りたいと思ひます。

［國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る］

○國務大臣（男爵高橋是清君）　通貨收縮と云ふ具體的に付ての御問でありまするか、能く分りました、通貨收縮の手段に付きましては大藏大臣としては十分なる手段を執つて居ります。

○阪本釤之助君　先刻文部大臣は進んで御答辯下さいましたが、私は一向有難く拜承いたしませぬのでありますす、如何にも阪本は文部省は何も仕事をして居らぬと云ふやうに云はれるけれども、現に大學令を出して居る、諸學校令を改正するとか、斯々のことを致して居ると云ふことを……若し何でございましたら文部大臣の方は後に廻しまして、內務大臣に向つて御尋を致します、內務大臣は唯今呂運亨のことなどに付て他のことに及んで御親切なる御答辯がございまして喜ばしい所でありますが、此呂運亭問題はです、唯今內務大臣の御陳述に依りますると、罪人取扱をするものでない、總理大臣も左樣に仰しやつたやうでありますが、彼が日本に參りますまで上海に於て致して居る行動が、果して此日本の刑法より見まして犯罪と云ふものになつて居るか居ないかと云ふことが第一の問題であります、私は甚だ斯樣な問題……法律問題には素人で柄にないのでありますが、素人でも能く分つて居る問題のやうでありま す、現に此彼が關係を致して居る所の上海に於ける假政府と云ふものがあるやうでありますが、それは大韓民國の臨時憲章と云ふ憲法みえたものを作り尙ほそれに政綱と云ふものが添うて居るやうでありますが、それらを見ますと、朝鮮は民國として獨立すべきものであると云ふことを基礎と致して、既に假政府と云ふものを作つて居ると云ふことでありまず、是が國事犯でなくて何でありませうか、併し是は單に硏究的にやつて居るのであると云ふことを論ずる人もありますが、此者は現に昨年の三月でありましたか擾亂の動亂事件とも連絡を取つて居るのであります、是は既に叛亂として政府は暴徒を司法處分にされて居るやうに承知いたして居ります、其事柄に關係を致して、さうして一方には外國に於て假政府の名の下にそれぞ〱仕事を運んで居るのであります、申す迄もなく刑法の七十八條には「內亂ノ豫備又ハ陰謀ヲナシタル者」云々とあるのでありま す、少くも內亂の豫備若くは陰謀をなして居ると云ふことは明なる事實であると思ふのであります、即ち內亂罪を構成されて居る人をです、日本へ來たと仰しやるが、私共は引來つたと思ふのであります、態々御招待になつて而して大臣が饗應をせられ、甚しきは常人の出入することの出來ない場所にまで拜觀の紹介をせられるに至つては甚だ私共は怪しむのであります、假にです、是等のことは罪にならぬとする、刑法に於て罪にならぬと云ふ一種の學者論がありますれば、それにしました所が、現に此到着後「ホテル」に於て新聞記者に申して居りますやうなことが、早や既に確かに內亂の陰謀を致して居ると云ふことを證據立てゝ居るのであります、此即ち平和克復の場合に於て私共極力同志を糾合してやるに絕好の時機である、其事柄は平和の鐘が殷々として鳴り渡つて居る、此日のことは私共は永く忘れることの出來ない日である、私共は此機會に於て獨立運動の絕好なる日と信ずるのであると云ふことで、段段獨立せねばならぬと云ふことを述べまして、最後に私等は依然戰つて後平和を獲得すべきや、平和の中に平和を得べきや、戰つて平和を得べきか、此言葉はどうしても日本の政府と戰爭をして得るか、或は平和の中に得るかと云ふことを言つて居る、苟も日本國民たる者が日本の政府と戰つて取らうと云ふことは是が即ち內亂の陰謀でなくて何が內亂の陰謀でありませう、假に九州なり四國の或る國民の一人より九州だけは獨立して見たいと云ふ考を以て同志を糾合し、或は「サンフランシスコ」なり香港なりに一つの假政府を設けて九州民國と云ふやうなことを唱へて、憲法見たやうなものを作つて、それが頻に何かして、東京にやつて來て新聞記者を招待して此九州の獨立を圖る云々と云ふことを述べまして、之を日本の官憲が打つちやつて置くでありませうか、それも不可解のことと存じますが、之を斯くまで寬大に御取扱になつたと云ふことは唯今內務大臣が御述べになつた以上には、最早御述になることはないのでございませうか、若し有りますならばもう少し拜承いたしたいと思ふのであります、又內務大臣は即ち警察官憲を指揮される最上の官吏でありますが是は司法官憲にも關係するのでありますが、司法官憲及警察官憲は斯の如き國憲を紊亂する人に對し、之を不問に置くのみならず寧ろ優待いたして居ると云ふことに至つては、世道人心に如何なる影響を及ぼすものであると御考になつて居るのでありませうか、是等の點に付てもう少しく御親切に御說を拜承いたしたいと存じますのであります、それから次に地方の青年等を御引立になるに付て縷々御述になりましたが、是れは最早見解を異にすることでございますし、餘り長うなりますから差控へて致しませぬ

唯俠客親分と云ふやうな者を御優待……御優待と云ふ程でもない、唯中央亭の西洋料理を御馳走になつたと云ふことで御優待になつたのであります、承つて見ますれば最初に內務大臣は自分が呼んだ覺えはない、大勢の人が來て大臣に逢ひたいと云ふことで逢ふは逢ふが、何の用か知らぬが、別に己の方から話すことはない、極く立派な態度を御執りになつて居つたやうでありますが、中頃より如何なることか遂に總理大臣も御逢になり、內務大臣も晝飯くらゐ御振舞になろと云ふやうなことになつたやうであります、此人々は成程一人別に致して見ましたならば相當の人もございませう、極く好い人もございませう、概して申しますと此澤山の乾兒を有ちまして親分と云ひ、親方と云ひ、地方に居りますものは選擧でもありますと、何ぞと云ふと選擧のことに付てどちらかの味方をして或は血を見るやうなことも惹起します、又土木の請負のことにしましてもそれ等の人が出て來て正業の土木請負業者に迷惑を掛けると云ふ事が往々ありまして、地方の官憲即ち警察官憲の如きは少からず惱まされる人があります、然るにそれが中央に於きまして總理大臣が御茶を振舞つたり內務大臣が斯々の御話であつて歌まで書いて御渡しになつたと云ふことになりますと、非常に私は場末に居る巡査などは一向手の出しやうがない、あすこに賭場を張つて居ると聞いても先づ措かうと云ふやうになると思ふのであります、是れ等は先づ平穩無事の、世間が誠に靜な泰平無事の時ならばまだしもでありますが、此思想が混亂して居る場合に國民具瞻の地位にある所の大官が斯の如きことをして御居でになると云ふことは餘程憂慮すべきことでないかと思ふのであります、それ故に御尋を致したのでありますが是は先刻の御答以上に御答がございませぬければ致し方がございませぬが、何か外に御考がありますれば世間一般の人、地方の官憲などに間違ひの起らぬやうに此邊のことを貴族院に於て御陳述になりましたならば結構でありますから、此點を呂運亭の事件と共に伺つて見たいと思ひます。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　御答いたしますが呂運亭の朝憲紊亂に關することに付ては後刻司法當局より詳しく御答をいたします、唯今御話の中に政府當局が招待して優待をしたやうな御話でありましたがそれは前申上げました如く事實相違いたして居りますから、それだけはどうぞ御諒解を願つて置きたうございます、それから新聞の記事のことは前申上げた通りのことであります、それ故に大體に於ては彼等が其心掛改つて日本の爲に盡すやうになりますと云ふことは大局の上から却つて宜しからうと云ふ考を有つて居るのであります、次に此俠客の問題を重ねて御尋で甚だ恐縮いたしますが、先程申上げた如く私の方から呼んだ譯でありませぬ、何も用もない譯でありますから、其通り斷つた次第であります併ながら是も前きに申上げた如く彼等も多くの乾兒を有つて居る人々で、隨分蹴られた儘では進退にも窮するやうな話も聞きましたから、左樣な窮地にまで人を陷れて置くでもあるまい、茲に折角世の爲に盡すと云ふならば精神だけは買つてやるが宜からう、平たい言葉で申せば……と云ふ考よりまあ一杯飯でも食はうかと云ふことに取計つた次第であります、而して彼等の仲間は御話の如き人もありませうが、又相當の身分のある人もあの中には居ります、現に今府會議員をして居りますか、前に大阪から出て來た人などは府會議員などをして居る相當な人でありまして、必しも門內に這入ることは相成らぬと云ふやうな人々でもございませぬ、折角善心を起して、參つて來たのなら、之を導くのが私は宜しからうと思ふのであります、併ながら、私が此地位に居つて自ら彼等を呼んで、左樣な事を致すと云ふことは考へ物でありませう、併し今御話を致す通りの次第でやつたものであれば、私は却つて當を得て居るのぢやないかと考へて居ります。

○議長（公爵德川家達君）　司法次官鈴木喜三郎君。

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇に登る〕

○政府委員（鈴木喜三郎君）　唯今阪本さんの呂運亭に關する、司法官憲に付ての御質問に私から御答いたします、呂運亭が刑法七十七八條に該當する犯罪行爲を爲して居る者ではないかと云ふ御質問でございますが、今日まで我が司法官憲の調査に於きましては、彼の呂運亭が上海に於て爲せる所の行動は、未だ以て朝憲紊亂の犯罪行爲ありとは認めぬのでございます、御承知の通り刑法が規定して居ります所の朝憲紊亂罪は、朝憲を紊亂するの目的を以て暴動を爲したる者、其陰謀を企てたる者、其豫備を爲したる者、斯う云ふことでなければ朝憲紊亂罪を以て問擬することは出來ぬのであります、彼の言ふ所の獨立宣言と云ふことは甚だ不穩當のことではありませうけれども、彼の行動が朝鮮に於て起訴せられたる保安法違反者の共犯者たる事實は、朝鮮に於て取調べましたる所に依つては不明瞭でございます、又我が司法官憲に於きまして、取調べました所の今日までの程度に於ては彼が暴動を企てゝ居り陰謀を爲しつゝあると云ふことは、未だ認めぬのでございます、又我が東京に參りまして新聞記者に談話を爲しました一節に兎や角と云ふことがあつたと云ふことでございましたが、其點は先ほど內務大臣よりも說明せられましたる如く彼の新聞記事は實際の談話とは大に其程度を異にして居る、あれ程の事は言つたのでないと云ふことであります、我司法部に於きましても其點を十分調査を致しました、調査を致しました所に依れば彼の新聞に出たやうな事までは言はない、自治を要求する、加奈陀の如き自治を要求したいものであると云ふことを言つたと云ふことでありますが、暴動に訴へて戰爭を爲してさうして朝鮮の獨立を希望すると云ふやうな事は談話中に無かつたと云ふことでございまして、今日までの調査の程度に依りますると云ふと、未だ司法官憲に付すべき事案ありとは認めぬのでございます、左樣御承知を願ひます。

○阪本釤之助君　司法次官の御說明でありますが、兎に角是が疑問の人であると云ふことは免れぬのであります、而かも隨行いたした張德秀なる者は新しき昨年の事件に付て住所の制限を付し、即ち退京を命じられて居る人であります、朝鮮の京城にさへ行く事の出來ない處分を受けて居る人を、帝都に引入れねばならぬと云ふ事は、少しく不穩當であると云ふ事は勿論の事であると思ひますが、此法律問題は私どもが喋々いたしますよりも、專門の御方が澤山あるのでありますから、何れ追々問題も出ませう、私は此事は先づ措きまするが、水野政務總監は即ち朝鮮の統治……齋藤總督も政府委員として御出でるやうでありますが、今日出席して居られませぬのであります故に水野政務總監は朝鮮統治の重責任を御持ちになつて居るのでありまするが斯の如き事柄を中央政府が爲さるのを御傍觀、のみならず事實如何か存じませぬが、是も御尋ねして見たいと存じまするが陸軍大臣の午餐會に御同席になつたと云ふ事を傳へ聞いて居ります、又築地の同氣俱樂部に於て御會見になつて居ると云ふ事であります、此陸相始め御會同なさる人であれば其御方に御同席になつても不思議はありませぬが、是が即ち朝鮮統治即ち朝鮮の人心が今非常に動搖して居る際に政府が此即ち犯罪者と或は……、私共は疑はぬのでありますが、疑ふか、どうかと云ふことの疑問の人ある、即ち朝鮮統治の大官が御折衝なさると云ふことは、果して是は朝鮮統治の上に害なきや否やと云ふことは、大に私どもの疑ふ所であります、又如何なる意味で御逢ひになつたのでありませうか、御同席になつたのでありませうか、水野總監の當時の御心持を承り度く存じます、次いで、古賀拓殖局長官は內地に於て、即ち朝鮮の政治を內閣との間に立つて處理いたして行く、是亦重責を帶びて居るのでありまして、此度の事件が世間傳ふる所に依れば、古賀長官最も與つて力あるものゝやうに承知いたして居ります、而して在京中も彼是と御斡旋になつて居たと云ふことが事實であつたやうに思ひますが、斯の如きことを或は總理大臣の御命令であつたか、或は他の事であつたならば、それまでの事でありますが、有つたか、若しくは御自身で御發動なされたかと云ふ邊までも私は承ると云ふことは、少し範圍を脫するかも存じませぬが、長官はどんな心理狀態で御扱になつたかと云ふことを御差支の無い限り拜聽いたしたいと存じます。

○議長（公爵德川家達君）　水野政務總監。

〔政府委員水野錬太郎君演壇に登る〕

○政府委員（水野錬太郎君）　阪本さんの御質問に御答いたします、呂運亭が滯京いたしました顛末並に事實は、先ほど內務大臣が詳しく御述になつた譯であります、之に付きまして私が東京に於きまして面會したる事があるが、それに付ての感想はどうかと云ふやうな御質問でありましたから、それに付て私は御答いたします、呂運亭が東京に參りまして私は一回會ひました、其前回は陸軍大臣の私は午餐會に呼ばれましたのでありますが、偶々其席に呂一行が在つたので、其時にも面會いたしたのであります、是は唯單に午餐會に列したと云ふに過ぎない、其後私は逢ひたいと云ふ申込があつたのであります、それならば逢はうと云ふことで、呂一行に逢つたのであります、此呂が東京へ參りました事實並に之に付

きました事情は先ほど内務大臣の話になつたやうな次第でありまして、是等の人と接見して、能く我が政府の事情並に朝鮮に對する事情等を明にするに於きましては、彼等我が政府の好意に感謝すると云ふことも、無論ある事と考へたのでありまして、私は是等の者と接見すると云ふことは、必ずしも不可ならざるを信じましたので面會致した次第であります極く簡單に申上げますれば左樣でございます、どうぞ御了解を願ひます。

〔政府委員古賀廉造君演壇に登る〕

○政府委員(古賀廉造君) 唯今阪本君より呂運亨が入京に付ては、私が萬般の斡旋をなし活動をした如き模樣があるから、此際述べよと云ふ御趣意の御質問と心得ます、呂運亨は最初私を目指して私に逢ひたいと云つて來たので、先つき内務大臣から御話の通り三回、暇乞まで入れて四回面會を致しました、私の宅で面會を致し、又拓殖局で面會しただけのことで、其外呂運亨が他の人と會合するとか云ふ場合に於て一切斡旋の勞を取つたことはない、私が何か御苑に案内したとか云ふことを書いたものがあるがと云ふことでありますが、私は案内した覺も何もない、餘程の間違ひだ、私の内に來たり、私の役所に來て私に會見を求めた時に、會見したゞけのことで其他一切何もありませぬ。

○阪本彰之助君 如何にも古賀君の……即ち今度のことで疑のあつたと云ふことに承知して居ります、而して赤坂離宮に案内した覺はない、私共はそれを拜見したことでないから御本人がないと仰しやれば、なかつたと信ずるよりは致し方はありませぬが、併し外の場所と違ひまして赤坂離宮の菊花の拜見をするには、どうしても政府の申込がなければ出來ないことでありますが、何人が之を御紹介なさつて御案内なさつたか、なさらぬと云ふことは非常な問題で、どこからか宮内省へ御申込になつたのでございませう、當時聞く所に依れば……、今日は内閣諸公は總べて新聞の記事は不正確と云ふことを頻に承りますが、或は新聞が嘘であると仰しやればそれ迄でございますが、或る大官が申込んで、是は見せてやつても宜いから見せてやつて貰ひたいと云ふことを或る大官から申込であるから差支ないと思つて許されたと云ふことを、宮内省の當局事務官、其名前を申すことだけは遠慮して吳れと云ふことを書いてありましたが、其事實如何は存じませぬが、兎に角私共が考へましても然るべき筋から宮内省に申込まなければ許可はないものであらう、どこからどう云ふ人が御申込になつたのでありませうか、先方が犯罪者でないと致しましても確かに日本の人でない、穩ならざる人であると云ふことは明なことである、日本に來たのも微行の意味で來たものと認めなければならぬ、宮内省の禁苑に出入すると云ふことは、公然たる人で、而かも朝鮮には澤山人が居りませう、即ち朝鮮の在野の人で日本でも在野の人は餘程の待遇を受ける者でなければ拜見は出來ないのでありますが、其朝鮮の一士民が拜觀が出來ると云ふことは餘程の政府の紹介がなければならぬ、如何なる理由を以て此人を特に宮内省に御請求になつたのでございませうか、如何なる理由で、如何なる方の御紹介であつたかと云ふことを伺ひたいと存じます。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣(床次竹二郎君) 御答を致します、何人からどうと云ふことは、餘り申上げぬ方が却つて宜からうかと考へて申上げなかつたのでありますが、強ひて話せと云ふことであれば申上げませうが、是はもう一遍承つた上に申上げることに致したうございます、併し古賀拓殖局長官から話を致したと云ふ事は事實でございませぬ、他の方面から申したのであります、恐らく、折角來たものであるから成るべく彼をして日本に傾かせると云ふことは宜いことであらうと云ふ趣意であつたらうと思ひます、それから唯今の御言葉の中に、内閣の人々が新聞の記事が嘘であるやうに申すやうな御言葉で是は甚だ恐縮で決してさう云ふ考はございませぬ、小さいことのやうでありますが、關係する所が大きいことでありますから、特に御聞きを願つて置きます。

○阪本彰之助君 私は御尋いたしたのでありますから、無論御答を得たいと存じますが、御答になることが内閣の事情に照らして、内閣として御差支ならばそれを強ひて聞かうとは申しませぬ、祕密會もございますし、又何等かの機會もございませう、私に於ては無論拜聽することは希望いたしますが内閣に於て發表することが出來ないならば、出來ないと仰しやれば、それを強ひてとは申しませぬ、新聞のことで少し言葉が過ぎましたが、先刻來中橋文部大臣は新聞に書いて居ることは間違つて居る、俠客のことを新聞に書いたことは間違つて居る……演說も間違つて居る、皆新聞は間違つて居ると云ふ、私共新聞と云ふものを……新聞が間違つて居るとすれば、結構ですが……文部大臣が御差支ならば午後にでも私に時間を御與へになれば差支ありませぬが、それが出來ませぬければ、唯今の中に御許しを願ひたいと思ひます。

○議長(公爵德川家達君) 文部大臣は唯今衆議院に於て豫算總會で問答中ださうであります、阪本君に於て御差支がなければ午後の會議の時に出席を求めやうと思ひます。

○阪本彰之助君 宜しうございます、唯今の何は如何でございませう、それを御答にならぬと云ふことでございますれば……

○議長(公爵德川家達君) 阪本君は何ですか。

○阪本彰之助君 内務大臣との問答でございますが私は聞くことを欲するが、内閣が云ふことを欲せざるならば仕方がないと致しますが、欲するとか欲しないとか云ふことを承りたい。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣(床次竹二郎君) 御答を致します、別に祕密にする程のことではない、唯今私はどうかと思つたのでさう申しましたが、陸軍大臣から宮内省へ申したさうであります、唯今も俠客のことを嘘だと云うたと云ふ仰せであります、それはさうでございませぬ、時事新報には確かに事實が書いてあります

○議長(公爵德川家達君) 文部大臣が出席せられました議長は午後と申しましたか、唯今御問になつたら如何でございますか。

○阪本彰之助君 幸であります、今劈頭に文部大臣への質問に對して、御答辯下さつたのでありますが、文部大臣は決して、阪本の云ふが如く仕事をしないのではない、現に大學令其他學令を發して眞に學制の事に意を用ひて居る、斯樣に御吹聽でございました、私どもは大學令其他の發布は成るほど現内閣に依つて出て居りますが、前内閣がすつかり造り上げて置いたので、唯形式に於て現内閣が御發表になつたまでで、現大臣の功績とは認めて居らぬのであります、故に現大臣が眞に御計畫なされたことがまだ外にありませうか、私共著しく其事を知つて居るのではないのであるが――(聽取し難し)どう云ふことになされて居るのでありませうか、承りたいのであります、私共が其中述べたいと存じますのは寧ろ高等學校よりも小學、中學、所謂普通教育である、普通教育に向つて此倫理修身の事がどれ程徹底を致して居る現況であるか、又小學教科書など云ふものは時々改正されるやうでありまするが、根本に於ては數年來と申して宜しいか、數十年來と申して宜いか、永々やつて居るが餘り變つて居らぬ、現に私共子弟を澤山持つて居りまして……(聽取し難し)今日は不徹底でないかと思ふことが多いのでありまして、根本的に御改正をなされ又近頃普通教育の年限延長等の話もありまするが、全體此の六年間修業の有樣が果して徹底いたして居るかどうか、其他此内容の不徹底と云ふことは唯不十分であるから……(聽取し難し)國民經濟の如何を顧みず斯樣な譬だけが大きくなると云ふことは深く思ひまするが是は枝葉な問題で、兎に角小學、中學はどう云ふ御施設をなされたのであるか、又なさる御積りであるか、それを第一に御尋ねしたいと思ひます、教育の根源たる師範學校……高等師範なども昨年校長問題もありましたが、是は既に濟んだことで、高等師範など云ふものは一向御手が着いて居ないやうである即ち普通教育の振はらざる所以でないかと思ふ、從つて師範學校……一向目覺ましいことでないやうでありまするが、是が從つて普通小學に及ぶのでありますから、是等の點に付ては文部大臣の御方針を十分に承つて見たいと云ふことを希望するのでございます。

〔國務大臣中橋德五郎君演壇に登る〕

○國務大臣(中橋德五郎君) 唯今初等教育に付て施設をしたことがあるかどうか、あればそれを聽きたいと云ふ御話でありますが、實は斯う云ふことに計畫をして居ります、初等の教育に付きまして唯今御話のありました通りに、師範教育と云ふものを改善を致したいと云ふことの爲に師範學校に……高等師範學校に專攻科を置いて此方で倫理德育等の局に當りまする教員の養成をやることにやりつゝある次第であります、尙ほ此專攻科を擴張いたしまして、さうして中等程度の教員の養成をすることに致すと云ふ計畫を進めて居る譯であります、又地方の此師範學校に於きましても、倫理德育等に付て特に注意をするやうに仕向けつゝ今ある譯であります、それから中學校の教科目、是等も唯今調査して遠からず之

を實施することに致す見込で今進行しつゝある譯であります、要するに昨年よりしまして本年に掛けて初等中等教育に對して力を用ひて居りますのは、主として此教官の待遇と云ふものに力を用ひて來ましたのであります、何分教育の効果を收めまするには先づ其の局に當りまする教員が相當に安心を致して教員がしつかりして貰ひませぬと云ふといけませぬから、是が一番大切で、是が此經濟界の變動の爲に從來も薄給でありましたが、益々薄給の如くなつて來たのでありまするから、先づ是からして安心をして貰はぬと云ふと教育の効果は擧がらぬと云ふことに考を付けまして、其方に一番に著手をした譯であります、是は物質的と申しますれば物質的の改善でありまするが、是程物質的の改善で精神的に影響をするものは無いと考へるのであります、教員が安心しなければ迚も善い教育は出來ませぬ、それで其方に力を用ひました結果、之を今地方の自治體でやらして居りまするから、直ちに中央政府の豫算で、扨て今年よりと云ふ譯には行きませぬから色々區々になつて居りまする、大體昨年の夏より、秋暮に掛けまして、實施、實行を見た譯であります、是より引續き本年も色々考へて居りまするが、實行になりまするのは、此夏に掛かりませうと思うて居ります、さうして此中等並に初等教育に從事する者の待遇と云ふものも相當な程度まで行きませぬと云ふと、どうしても教育の効果が擧がらぬ、之に實は一番力を用ひました、所が好い具合に一體に國力の增進で地方に力が付いて居りまするが、御承知だらうと思ひますが、今日は各教員の待遇と云ふものは二三年前に比べますれば殆ど倍若くは倍餘と云ふことに上つて來ましたので餘程安定を致したやうな譯でありまする、金にしますと云ふと中々少からない金を支出するやうになつたのですから、恐らくは九年度の情況を申しますと云ふと、六七年前に比べますればどうしても五千萬、地方の經費で職員の給料だけに增加して居る、小學校教員の給料も四千七百萬圓であつたものが九千萬圓に增して居る、中等教員も亦さう云ふ譯であります、一千萬圓に足らなかつたものが九年度で恐らく二千五六百萬圓位に成るだらうと思つて居ります、此影響は二三年の後には必ず好影響を生ずる事だらうと私は信じまする、それから教科書のことの御話がありましたが、是も心配をして居ります、是は御承知の通り御當院にも委員になつて御出での御方もありまするが、教科書の委員が出來て居りまするから、其方で段々御審議になりまして段々改善をすることにしたい、又御心配もあることと思うて居りまするので、無論是も次第に改善をしなくちやならぬと思つて居りまするやうな次第であります、其外昨年來時々訓令を以ちまして、又訓令を出せば必ず書記官なり參事官なり督學官なりを各地方に出しまして、出來るだけ其趣旨を各地に傳はるやうに致して居りますのは、物價問題よりしまして又教員及教育社會の關係を密接にしなければならぬものであるから、愛國的消費と云ふやうな題目を揭げましてそれ〳〵此初等――中等教育の結果を現はすやうにしたいと云ふやうなこともやつて居ります、それで時には新聞に色々な事も出ますけれども存外に此教育界の方はしつかりして居るやうであります、社會主義とか何とか云ふ事も時々出て居ります、歐羅巴にあれ程の大亂があつたものでありますから、どうしても日本にも相當な影響は來ます、氣まぐれが出ます、先日も實は甚だ感心しない話でありましたけれども、大學教授の森戸と云ふ助教授が「クロポトキン」の主義の宣傳をしたと云ふやうなことも出來いたしました、たまに斯う云ふことがあるのは誠に殘念であります、私も非常に遺憾に感じて居ります、是は斯う云ふ大亂のあつて全世界の思想の非常に動搖する時代には、總て斯う云ふものが出やうと思ひます、痛心に堪へませぬ、故に是等に向つては嚴重な取締を致す決心をして居るやうなことであります、又帝國大學の總長初め各教授に於ても、多少是等の點に付ては苦心をされて、取締をすることに今日向つて居るやうな次第であります、先づ大要是れ位な御答を申上げて宜しうございますか尙ほ御質問がありますならば御答します。

○阪本彭之助君　もう一言だけ御許しを願ひます、先刻大臣の御陳述中に高等の學生が頻に昇格運動などを致すと云ふ事に付きまして、新聞に書いてあることは色々あるが、それ程ではなかつたと云ふ意味の御話がありましたが、併し藏前の高等工業學校の學生などは非常に悲憤慷慨をして、而も多數の學生が中六番町の文相の私邸に押しかけて、亂暴は致さなかつたでありませうが、兎に角やつて居つた、或は教授が歸つて來て血の淚を揮つて演說をしたと云ふやうなことが當時ありました、それが動機になつたか諸方にさう云ふことが行はれたやうでありますが、それは新聞の記事は誤つて居るのでありますか、或は多少事實であるけれども、さう云ふことは學生の取締上大した不都合でないと云ふやうに、御認になつて居るかのやうな御言葉の端がありましたが、文相として無論御賞讃にはなりますまいが、御心配にはならぬと云ふ意味に承知して宜しいのでありますか、是だけもう一遍伺つて置きます。

〔國務大臣中橋德五郎君演壇に登る〕

○國務大臣(中橋德五郎君)　唯今の御尋に御返事を致しますが、どうも先程も申上げました通りに、學校を昇格したいと云ふ希望を有つと云ふことは、彼の單科大學令が出ましたでありますから、どうしても是は各學校の卒業生なり或は教授なり又生徒と云ふものが希望を有つと云ふことは、是は當然のことだらうと私は思つて居ります、併しそれが爲に不穩の行動をすると云ふことは誠に憂慮に堪へませぬ、此點に付て非常に心配をして居ります、それで昨年の此藏前の時に或は校規に反し或は不穩當の擧動でもあつては困る、又當局に向つて強要をするやうな行動があつたならば、是は嚴重に取締らなければ教育上困ると云ふ決心をして居ります勿論その事は向ふの校長等にも縷々話をして居つたやうなことであります、故に新聞には學生が講堂に集つて……講堂に集つた、講堂が一番廣うございますから……、色々の演說をしたりなどする時に、淚を揮つて演說したり、どうも此頃の學生は兎角淚を揮ふなどと云ふことが能くある、是は支那の學生に少し、かぶれたのではないかと私は思うて居ります、もと〳〵日本人種は泣きたくも腹の中に持つて居つて面に出さないと云ふのが、日本人種かも知れないのであります近來それが流行る、それは甚だ感心しない、學校の組織に付て演說をし討論をするに泣くなんと云ふ話は……、新聞には面白さうに書いてある、是は別問題でありますが、私は誠に心配いたしました、幸に學校の講堂內、教員等の集つて話をされたのが學校の內で外に出ない、先きほど御話いたしましたかどうか知りませぬが、唯今も衆議院で話をして來ましたが、何分高等工業學校のこと故、法律、經濟と云ふやうなことは餘り學問が無い、非常に乏しい、追加豫算は何時でも出せるやうに考へて居る、それ等の研究に甚だどうも先生は當惑したのであります、度々本省の會計課長或は實業學務局長などに習つて歸つて行つて、學生に說明しやうとすると又分らなくなつて仕舞ふと云ふやうなことで、評議員の方にも、其時に御心配になつた御方があつて、色々能く事情は實況は御承知の方があるやうに思ひます、けれども幸にして學校の外へ出ませぬでありました、無論教官に不穩當のことがあれば免職する、生徒は退學するより仕方がない、非常に私は痛心を致したのであります、決して之を等閑に考へて、輕々に考へて居ると云ふやうなことは毛頭ありませぬ、大變心配を致しました。

○議長(公爵德川家達君)　休憩を致します。

午前十一時五十七分休憩

午後一時四十三分開議

○議長(公爵德川家達君)　是より報告を致させます

〔長谷川書記官朗讀〕

昨二十六日陸軍大臣より左の如く出征部隊の謝電ありたる旨の通牒を受領せり

浦潮派遣軍司令官發

貴族院及衆議院より懇篤なる感謝の辭を辱ふし感佩の至りに堪へす茲に部下一同を代表し深甚なる謝意を表す

第三師團長發

曩に出征中は常に深厚なる同情を賜り今亦平和克復に際し重ねて叮重なる賛辭を辱ふす團下一同感激に堪へさる所なり茲に謹て謝意を表す

第五師團留守隊司令官發

第五師團留守部隊一同を代表し我出征軍隊に對する貴衆兩院の懇篤なる感謝狀に對し深厚なる敬意を表す

第六師團長發

深厚なる感謝狀に接し感激に堪へす茲に部下を代表し感謝の意を表す

第八師團長發

貴衆兩院の感謝に對し一同感奮益々報國の實を擧けむことを期す

第九師團長發

議會催會の劈頭に於て深厚なる感謝狀を寄せられ感激の至りに堪へす直に部下一般に傳達せり茲に一同に代り謹て謝意を表し各位の御淸安を祈る

第十師團長發

當管下出征軍人に對し懇篤なる感謝の辭を辱ふし感激の至りに堪へす茲に一同を代表し深甚なる謝意を表す

第十三師團長發

叮重なる感謝の辭を辱ふし謹て謝意を表す當師團今や西伯利派遣の途にあり益々奮勵せむことを期す

第十四師團留守隊司令官發

貴院より我出征軍に對し寄せられたる叮重なる感謝狀に對し本職は第十四師團留守部隊を代表し茲に謹て深厚なる謝意を表す

第十五師團長發

貴衆兩院よりの感謝狀に對し深厚なる謝意を表す

第十六師團留守隊司令官發

深厚なる感謝狀を致され衷心感謝に堪へす直に留守殘留諸部隊に傳達せり茲に一同を代表し厚く感謝の意を表す

第二十師團長發

貴衆兩院の懇篤なる感謝狀に接し感謝に堪へす部下出征將卒を代表し茲に謹て謝意を表す

青島守備軍司令官發

出征五年幸に國軍の名を辱しめさるを得たるは職として　皇上の稜威と國民の後援に依る圖らさりき叮重なる謝意を表せられ感激措くことなし茲に部下一同を代表し謹て謝辭を呈す

朝鮮軍司令官發

御懇篤なる感謝狀に接し一同感激の至りに堪へす茲に部下を代表し謹て答禮の意を表す

關東司令官發

平和克復に際し貴院の我出征軍に致された鄭重なる感謝狀を受け本職は管下諸部隊に示達し一同を代表して茲に謝意を表す

第一師團長發

貴院の叮重なる御挨拶に對し管下關係の麾下一同を代表し深厚なる謝意を表す

第七師團長發

曩に我師團北滿及西伯利に出動し　陛下の稜威と國民の深厚なる後援とに依り幸に大任を完ふしたるに對し貴院より叮重なる謝辭を辱ふし恐縮に堪へす直に之を將校以下に傳達すると共に將來奮て軍務に精勵し益々武威を發揚し以て國民の倚託に背かさらむことを期す茲に部下一同に代り答辭を呈し併て敬意を表す

第十一師團長發

平和克復を期とし今回貴院の我陸海軍に對し鄭重なる感謝の意を表せられたるは最も光榮とする所なり本職は茲に部下團隊並第十一師管在郷軍人を代表し深厚なる謝意を表す

第十八師團長發

貴衆兩院の鄭重なる謝辭に對し師團を代表し謹て感謝の意を表す

第十九師團長發

今回貴族院並衆議院より懇懃なる稱辭に接し誠に感喜の至りに堪へす茲に部下一同を代表して滿腔の謝意を表す

近衞師團長發

鄭重なる謝辭を寄せられ感佩の至りに堪へす茲に部下一同に代り深厚なる謝意を表す

本日豫算委員長より分科擔當委員の兼務を左の如く決定せる旨報告書を提出せり

第二分科擔當委員　伯爵松浦厚君

第二分科擔當委員　石塚英藏君

第三分科兼務

○議長（公爵德川家達君）　是より會議を開きます、阪谷男爵。

○男爵阪谷芳郎君　本員は總理大臣の施政の方針に付て質問があります、唯今總理大臣は御出席になつて居りませぬから、極めて簡單ではございますが、陸軍大臣に質問いたして宜しうございますか。

○議長（公爵德川家達君）　宜しうございます。

○男爵阪谷芳郎君　此席からで宜しうございますか

○議長（公爵德川家達君）　宜しうございます。

○男爵阪谷芳郎君　今日の新聞を拜見いたしますると、日本の軍隊は「イルクック」を引上げたと云ふやうなことが出て居りまするが、過日も段々西比利亞派遣軍のことに付て、御說明はありましたやうで、本員の伺つて置きたいのは、日本軍の戰鬪部隊は何れの地點に御留めになるのでありまするか、「チタ」若くは「カルムスカヤ」以東に戰鬪部隊を置くと云ふやうな御方針にでもなるのでありまするか、何れの地點に日本軍の西比利亞派遣軍の戰鬪部隊を留めると云ふ御考であるか、伺つて置きたうございます。

〔國務大臣田中義一君演壇に登る〕

○國務大臣（田中義一君）　唯今の御尋になりました「イルクック」の軍隊を撤退すると云ふことは事實でございます、本來最初から「イルクック」には日本は軍隊を出して居ないのであります、あそこに陸軍の一の諜報機關を置いて居りまして、此護衞の爲に若干の者は前に居りましたが、軍隊と稱ふべき大きなものはなかつたのであります、然るに「イルクック」が御承知の通りの狀態に變化をしまして、あの停車場附近は將に戰爭の巷とならむとして居る有樣であります、我が加藤大使もあそこに居ります、又我が居留民も居ると云ふ次第でありまするから、そこで此收容の爲に保護の爲に臨時に約一個大隊の兵を「イルクック」へ出したのであります、而して今日は我が代表外交官も引上げますし、又居留民も引上げます、而して聯合軍の代表者を漸次撤退を致します、それ故に最早唯今申上げました目的を以て出したものでありまするから、「イルクック」の隊をあそこに空しく置きまするると、日本軍が却つて政爭の渦中に投じなくちやならぬと云ふことになる處もありまするので、撤退を命じたのでありまする、それで最早五六日前に其撤退は終りました、それから次の問題のどの邊に日本の軍隊が留つて居るか、斯う云ふ御尋に對しましては、唯今は元亞米利加の戰鬪部隊の居りました「ウイルフネウヂンスク」と云ふ邊に日本の軍隊の最先の部隊として出て居ります、それから西の方「イルクック」迄は是は「チエック」軍が今自ら守備して居ります、尙ほ附加へて申して置きまするが、今日は「チエック」軍は日本軍の努力に依りまして「イルクック」以東は順序能く還送輸送を實行しつゝあります、今日は一日に二列車づゝ輸送をして居ります、さりながら「イルクック」以西には唯今受けました電報に依りますると、尙ほ百三十列車分の「チエック」軍があの邊に停滯して居ると云ふ狀況でありますが、貝加爾以東は唯今申上げましたやうに順序能く輸送を實行しつゝあるのであります、是だけを……

○男爵阪谷芳郎君　尙ほ御尋いたしますが、此諸般の「チエック」軍の輸送等が終つた場合に於ては、日本軍隊は、「チタ」若くは「カルムスカヤ」其東の方まで御撤退なさる御考なんでありまするか、其事を伺つて置きたい、と云ふものは黑龍鐵道東淸鐵道との聯絡點があそこにございます、其聯絡點より東の方まで日本軍隊は御引きなさる御積りかどうかと云ふことを確めたい。

〔國務大臣田中義一君演壇に登る〕

○國務大臣（田中義一君）　唯今の御尋に對しまして私が此處で申上げるのは私の職責上當を得ぬと思ひます、それは「チエック」軍の撤退した後に日本軍がどうするか、斯うしますと云ふことは、全く日本の政策の如何に依る次第であります、私が茲で其後はどうするかと云ふことに付きまして申述べることは聊か憚る次第であります、併し出征當時の宣言は今日として何等變りはないと云ふことは、總理大臣から申述べて居ります左樣御承知を願ひます。

○議長（公爵德川家達君）　此際諸君に御諮り致したいと存じますが、通告順に依りますと、阪谷男爵の次は山脇君でございますが、山脇君は總理大臣內務大臣文部大臣に御質疑がある趣でございます、服部君は陸軍大臣に質疑がある趣でございます、通告順には反しますが、唯今陸軍大臣が出席せられて居りますから、便宜上服部君に陸軍大臣に對して質疑を許して、諸君に於て御異存がなければ左樣いたしたいと存じます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めますから、服部君に陸軍大臣に對する質疑を許します。

〔服部一三君演壇に登る〕

○服部一三君　私は陸軍大臣に御尋ねしたいのであります、歐羅巴亞米利加其他諸國に於きまして、我が外交に付きまして、誠に忌むべき憂ふべき說が行はれて居ります、それはどう云ふことであるかと申しますると、日本の外交と云ふものは一途に出て居らない、外務省の外交と陸軍官憲の外交と云ふものが二つ行はれて居ると云ふことを申して居ります、外務省の外交は本道を辿つて進んで參るが、其間に於て陸軍官憲は陰密に他國の事に或は干涉し、或は他國の內亂を助長せしめ、常に侵略を目的として陰密に種々なる事をして居ることは、恰も露西亞帝國の存在して居る時に方つて、巴爾幹半島或は中央亞細亞に於て、露西亞の陸軍官憲がいろ〳〵の作略をしたと同じやうな事をして居ることは、洵に險惡なものであると云ふ說が、廣く深く諸國の間に行はれて居ると思ひまする、斯の如きは實に我國の信用を害

することが甚だしいものと思ひまする、殊に國際聯盟が成就いたしまして、我國は其中でも重要の位置を占めて居ります、其重要の位置を占めて居る所の我國にして、斯の如き說を他國よりせられて、之を其儘に放任して置くと云ふことは、實に其結果と云ふものは憂ふべきものと思ひまする、其事實の如何は問はず、實際斯う云ふ說が世界に於て信じられて居る以上は、之を此儘にして置くと云ふことは有るべからざることと私は信じて居りまする、それで私の問はむと欲する所は、斯の如き說を其儘にして置くと云ふことは、前にも申しました通り、實に我國の威信にも關係することである、故に陸軍大臣に於ては、若も斯の如き說を起す虞があるやうな事柄があるならば、斷然之を根絕すると云ふ御考がありませうか、又事實は何事も無い、唯だ是はさう云ふ世上に誤り傳へて居る所の說であると云ふことならば其誤り傳へる所の說が、矢張國家の爲には非常な害を爲すものであつて、今後の國際の上に付てもいろ〱弊害を起すことであらうと思ひまするが、之を根絕するやうな何か手段を執つて御出になりますか斯う云ふことは唯だ其儘にして放任して置きますれば、國際上如何なる日本の不利益になることが起るかも知れぬと思ひまするで、大臣に於て如何なる御考があるか、其事を御答願ひます。

〔國務大臣田中義一君演壇に登る〕

○國務大臣(田中義一君)　唯今服部さんの御尋に付きまして御答いたします、世間往々にして唯今のやうな事が流布されて居ると云ふことは、私も薄々耳にして居ります、又歐羅巴ではない、日本でも新聞なども往々それを書くのであります、日本の新聞に書く、隨つて世間にも流布……歐羅巴まで或は流布して居るかも知れませぬ、さりながら私は陸軍大臣としまして茲に決してさう云ふことはないと云ふことを斷言を致すのでございます、總て陸軍の行動と云ふものは、政府の政策に基いて總ての事を料理して行くのであります、又各國には大公使館附武官と云ふものが居ります、是は陸軍の專門の事を調査することに從事して居るものであります、何等彼等が外交上の事に喙を容れ、乃至は他國の內亂を助長するなどと云ふことは、是は以ての外のことであります、決して陸軍の爲す事が政府の意思に反して爲したと云ふことは、絕對にないのであります、私が信じて居りまする事には、過去に於ても無いのであります、況や未來に於てあらうべき筈がないのであります、唯今の御尋がありましたので、私は此所で其事を明言を致して置きます、尙ほ之を打消す方法手段と云ふことがあるかと云ふ御尋でありましたが、是は果して歐羅巴にまでさう云ふやうなことがありますれば、又相當の手段も考へる必要があらうと思ひます、要するに我が內地に於ける一部の中傷の事柄がさう云ふことになつたので、全く事實の眞相を誤つたことであります、それだけを申して置きます

○議長(公爵德川家達君)　議事の都合上暫く休憩いたします。

午後二時十一分休憩

午後二時二十八分開議

○議長(公爵德川家達君)　休憩前の會議を繼續いたします、總理大臣が出席せられましたから阪谷男爵に發言を許します。

〔男爵阪谷芳郎君演壇に登る〕

○男爵阪谷芳郎君　本員は物價の問題並に青島專管居留地の問題並に朝鮮の問題に付て總理大臣に御尋ね致したうございます、既に五日間も此質問が終らぬと云ふことは本院有りまして以來例のないことでありまして、之を見ましても如何に本院各自が物價のことに付て心配いたして居るかと云ふことは政府に御分りであらうと考へる、本員等は成るべく政府の見解と一致したいと云ふことを切に希望いたして居るのでありますが、段々御答辯に依つて見ると本員等の見る所と、政府の見解とが或は相違いたして居りはせぬか、甚だ惑ふ所がありますので、段々に御質問に御質問のあつた末でございますけれども、尙ほ念の爲に伺うて置きたいのでございます、殊に本日午前阪本君の質問に對する大藏大臣の答辯の態度は甚だ本員の遺憾とする所でございます、聞く所に依れば研究會に於ては特に物價の問題に付て調査委員を設けられ、阪本君が熱心に、蓋し其調査の結果の一端を御尋になつたことと察しますのでございますが、大藏大臣の御答辯たるや甚だ冷淡に且つ議場に對する儀禮に於ても缺けては居ないかと云ふことを本員は聊か心配いたすのであります、議員が斯の如くに連日國家の爲に、又國民の爲に熱誠を披瀝して政務を議して居るに當つて、少しく政府に於ても親切なる御答辯のあることを期待いたすのは無理でございませうか、甚だ遺憾に存じまする、總理大臣の御答辯の中に、摘んで申せば、物價の騰貴を調節せむとするには外國貿易を十分に制限しなければならぬ、又激變を恐れると云ふのが骨子となつて居るやうであります、本院に於いて恐らく何人も外國貿易を制限することを希望する人もなければ、激變を希望する人もございませぬ、物價の激變と云ふものを來したのは抑々誰の罪であるかと云ふことを本員は問ふのでございます、物價が不自然に暴騰し、暴騰に之を放任して置くならば其反動として激變の來るのは免れぬのである、其激變を免れぬとするが爲に本員等は切に政府に向つて意見を吐露し、又既往に遡つて申しますれば大正七年二月二十八日に於ては貴族院各派の有志が政府に向つて斯の如き情勢の下に於てはどうだか分らぬ、故に物價に付ては根本的政策を御立てにならなければなるまいと云ふことを警告いたしたのであります、それは前內閣のことであるから知らぬ……知らぬとは政府としては申されぬことである、前內閣であらうが、現內閣であらうが、貴族院に於ては盡すべきを盡して即ち物價の將來に付て大に心配するが故に特に各派有志申合せて大正七年八月二十八日に當時の內閣に向つて切實なる警告を致した譯であります、其九月に現內閣が成立いたし、續いて十一月十一日に歐洲大戰が休戰と相成つて、歐洲大戰休戰の結果として物價は下落の趨勢を示したのであります、此時に於て內閣が相當の施設をせられたならば、今日の如き物價騰貴を見ざるに終つたのである、本員はさう信ずるのであります、既に休戰期に入り、世界は干戈を止め、通常の經濟關係を恢復せむとするに當つて、其政策宜しきを得たならば戰前より物價の騰貴すると云ふ事は想像せられない、然るに政府の施設が本員の希望する所に副はず、騰貴に騰貴を重ねるが故に已むを得ず此儘に放任して置くならば實に如何なる事變の出來せむも圖られぬ、最早默して默すべからずと云ふことからして貴族院各派の有志が更に結束いたして、現內閣總理大臣に警告を申上げたのは即ち昨年十月四日のことでございます、即ち前の警告より稍々一年を經て居るのであります、其節に本員も諸君の驥尾に附して總理に御目に掛りまして、縷々貴族院各有志の意見の在る所を申上げました、其時に本員の申述べました言葉の中には、政府は物價騰貴の結果に付て將來如何と云ふ此心配の程度、政府の見られる程度と本員等の見る所程度と相違があるのでありませうか、若し相違があるならば、相違のないまでに申述べたいのであると本員は申上げたことを確かに記憶して居る、其節總理は極めて丁寧に、又胸襟を披瀝せられて其程度に於ては同じである、適當の施設最善の努力を以てすることを惜まぬと云ふことを御答になつたので、本員等は大に滿足して引下つたのであります、然るに爾來どうであるかと言へば物價は騰貴に騰貴を重ねて少しも下落の趨勢を示さぬ、又現在の儘で置くならば將來どうなるであらうかと云ふ事を國民一般は心配いたして居るのであります、即ち政府と致しましては成るほど十月四日貴族院各有志の警告のありました後に、或は日本銀行の金利を引上げるとか、又は社會的施設をせられるとか、鐵道の運賃を下げられるとか、或は無賃にするとか、種々施設があつたには相違ないのであるけれども、毫も徹底的に効果のある施設と云ふものは見なかつたのであります、此儘にして置くならば物價の騰貴は底止する所を知らぬ所へ持つて行つて今年度の財政計畫を議會に御提出になつた其結果を見れば、政府に於ても此物價騰貴を已むを得ずとして即ち此三億近い物價騰貴を見込んで居られるのみならず增稅の計畫、又は陸海軍擴張として十三億と云ふやうな繼續費を出して居られる、是等のことが實施せられて行くならば、物價は益々騰貴するばかりである、又地方の施設を見ましても現に東京市の如きは家屋稅を倍にすると云ふ計畫を提出いたして居るのである、現在既に家賃の高いのに苦しみ又家屋のないのに苦しんで居る所へ持つて來て、家屋稅を倍にしたならば、其結果はどうなる、益々此生計の困難と云ふことを促すのみである、騰貴に騰貴を重ねて少しも物價の調節に徹底する施設を爲さらす、徹底的に効力のある施設を爲さらない、試に午前の大藏大臣と阪本君との間に問題となつた所の通貨に付て見るのに、大正三年十二月に於ては通貨の高が四億である、昨年即ち大正八年の十二月に於ては十八億と云ふことになつて居る、是は兌換券…紙幣のみを計算したのであります、其中には金庫の中には多少殘つて居るものもあるでありませう、先づ概計を申せば即ち斯の如し、大正七年九月現內閣が成立の時の通貨の發行高を見ましても十億、約十

一億と記憶いたして居る、戰爭が休戰期に這入り段段秩序の恢復する時機になつて、通貨と云ふものが斯の如くに殖えて居るのである、之をしも物價に關係は無いとは言ひ能はぬのである、一方に於て財政計畫の上に税を增し、國費を增し公債の募集を增し滔々として物價の騰貴を促す原因を作りながら、一方に於て通貨を增し、日本銀行の金利を一厘二厘引上げた所で、市中の金利は七朱も八朱もして居ると云ふやうな場合であつて、何等徹底的に効力を爲さぬのである、是でも政府の方で適當なる施設を爲したと言ひ得らるるのでありませうか、物價の騰貴を促し其激變を來たすものは、現内閣諸公ではないかと云ふことを私は申したいのであります、我々の言にして容れられたならば物價と云ふものが若し昨年十月頃の程度に止まつて居つたならば國民は稍々安堵します、滿足はしないけれども、まあ將來の見込は付いたであらう、又尙ほ遡つて貴族院が警告いたした所の大正七年八月の頃に於て政府が十分に貴族院の意思を酌量せられたならば、其後の暴騰と云ふものは、少くも其勢を減ずることが出來たに相違ない、一方に於て徹底的効力ある施設も爲さず、而して政府の爲す所は益々物價騰貴の原因を促すことにして置いて、國民が疾苦に苦しんで居ることに考慮の少いと云ふことは、本員の甚だ遺憾とする所である、物價の問題は今日に於て重要問題中の最重要なるものと本員は信ずるのである、此問題と云ふものを滿足に解決し得なかつたならば、總ての問題に今後抵觸を來たすと云ふ事を恐れるのであります、然るに總理大臣の御答辯の言葉の中には、物價の騰貴を地方では喜んで居る者があると云ふ御言葉がある總理大臣が地方へ御出でになるまでもなく、東京の中にも物價の騰貴を喜んで居る者が幾らもあります現に紡績會社へ行つて御覽なさつたならば、紡績會社は喜んで居ります、砂糖會社へ行つて御覽なさつたらば、砂糖會社も喜んで居ります、東京の中にも物價の騰貴を喜んで居る者は幾らもある、必しも地方へ御出になつて百姓に御聞きになる必要はない、本員等の心配する所は、斯の如くに一方に於いて騰貴を喜ぶ者があるから、一方の騰貴に苦しむ者を救はむと欲するのであります物價は或る場合には騰貴し或る場合には下落する、普通の場合に於ては何等怪しむことはない、物價が騰貴しやうが下落しやうか平常の場合に於ては即ち是は商賣の常である、併ながら商賣の常軌を逸して居る場合に於て、國家が其間に於て施設する所がなかつたならば、非常な其所に不公平と云ふことが生じて、所謂國民の生計の安定を傷付けるのであります、即ち總理が言はれて居る物價の騰貴を喜んで居る者があると云ふことは、取も直さず物價の騰貴に苦しんで居る者があると云ふ反面を證據立てる、道理ある騰貴道理ある下落の範圍内に於ては、何等貴族院で問題となる必要はないのである、不相當なる騰貴不相當なる利を貪ぼると云ふやうなことがあるから、之を按排するにはどうしても國家が力を藉さなければならぬ、平常の場合に於ては商業にせよ工業にせよ、さう云ふ事に政府が干渉すると云ふことは好ましくないことであります、併ながら個人に放任して置けない場合には、そこに政府が相當の徹底的施設を爲さなければならぬと云ふのであります、即ち適切なる施設を貴族院が希望した所以である、で總理は又言はれるのに生絲が四千圓もする、若し之を取抑へたらどうすると貴族院には何も生絲が四千圓を上るのを抑へて置きなさいと云ふ者は一人もありませぬ、生絲が四千圓を上るのは至極結構です、假に亞米利加から一億五千萬の綿の原料を買ふとしたならば若し生絲が四千圓、綿が假に騰貴しない即ち戰前普通の相場であるとしたならば、平常の四分の一の生絲を賣つて一億五千萬圓の綿が得られる譯である、結構なことである、貴族院の政府に警告する所のものは生活の必需品と云ふことを申して居るのである、生活の必需品何も此貿易を止めて物價を調節なさいと云ふことを申して居りはしないのであります、又貿易に依るにあらざれば廉い物は得られぬではありませぬか、貿易と云ふものがあればこそ、廉い原料を仕入れ……日本の品物を賣つて廉い原料を仕入れることが出來るのである、洵に此總理の答辯として申されることが、經濟の原則に悉く反して居ることを御述になつて居らるるやうであるから、本員は益々心配に堪へぬ次第である、詰り總理に於かせられてはどうも其現在の儘で置きたい、自然の成行に放任して置きたいと云ふことが、總理の御希望であるかの如くに聞へるので、本員等の希望する所は、斯の如き底止する所を知らぬ物價と云ふものは、甚しく此國民の思想を紊し生計の安定を缺き、實に此國家の上に付て最大危險である、で此危險を除く爲に相當なる即ち適切なる施設を爲されたい、斯う云ふことを希望したのであります、是に於て議論が到底一致せぬ、政府の見解と貴族院の見解とは開きが一致しない、斯う云ふことであれば、もう質問を繼續するの必要も何も無くなつて仕舞ふ、で私は既に仲小路君、江木君、阪本君種々なる原を擧げて極めて細密に御問になつて居ることでありまするで、もう一々詳しいことを御尋する必要もないのである、唯政府の物價調節に對するの御方針が、我々の見る所と一致するや如何、一致せぬならせぬと云ふ御答であれば、それでも、甚だ遺憾ながら我々又他の方法を考へなければならぬのである、若し幸に一致するならば極めて適切なる施設を速に御執りになつて、今後に於ても物價の騰貴はない、國民は安心せよと云ふことの御答を得れば、もう本員等は滿足するのであります、唯今の如くに通貨は際限もなく膨脹し歲計はどんどん膨脹し、有らゆる事柄が皆此物價の騰貴を促すやうな原因を作つて置いて、而して國民に安心せよと云ふ事は、是は無理と云ふものであらうと本員は考へる、即ち政府は貴族院の諸君が過日來質問せられ又昨年の十月四日に警告を與へた其趣旨と、政府の御方針と全然一致するや否や、其然りとか否とか云ふことの御答を得むことを希望するのであります、是が物價に付きましての御尋でございます、それから次はもう簡單に申述べます、昨日内田外務大臣と江木君との青島專管居留地に付ての御問答でございますが、江木君の申されたのには、專管居留地は日本政府の指定する場所に置くと云ふことの協約がある、此協約に變更を來さぬのであらうか、斯う云ふことを尋ねられた、それに對する内田外務大臣の御答には、變更を來さぬと仰しやつたやうに本員は聽取つたのであります、併し御二人の間に於て問答が其點に付て又二三度重つたので、或は本員が茲に聽違ひがあるとなりませぬから、總理大臣より改めて即ち此日本政府の指定する場所に專管居留地を置くと云ふことは、もう協約に極つて居る、是で今後何等の變更はないと云ふことに解して宜しいか、又政府に於てさうでないと云ふのか、是も然りとか否とかと云ふ御答を得て置きたうございます、それから次に朝鮮の事に付て御尋を致したいのでございまするが、朝鮮の昨年三月一日以來の騷動、又之に對して遂に御詔勅までも出ると云ふに至つた政府の御處分、此事に付きましては餘程詳しく質問を致さなければなりませぬで、今日はそれは差控へるのでございます、唯朝鮮の昨年三月一日以來の騷擾事件に付きまして、世界の問題となつた喧しい所の問題に付て、其處置がどうなつて居るかと云ふことを、總理大臣より御明答を得て置きたいと思ふのでありますが、それは此朝鮮の騷擾事件に對して日本の官憲の之を鎭壓する所の手段方法が、人道に於て缺けて居る、又甚だしく暴戾を極めたと云ふ非難が其當時あつたのでございます、それに對してはさう云ふ事實であつたならば、さう云ふ人道に反して朝鮮人に向つて暴戾を加へるやうな官吏其他の者に對して相當な處置を御執りになるかと云ふことを、其當時豫算委員會で議員の一人より御尋をしたと記憶いたして居ります、之れに對して相當の處置を執ると云ふ御返事が、確か田中陸軍大臣からか知らぬ、あつたかと記憶いたして居りまするが、是は如何なる處置を御執りになつたか、日本政府の公明正大なる態度を御示になる爲に、茲に改めて本員は總理大臣に伺つて置きたうございます尙ほ今一つは朝鮮に於て笞刑を用ゐる、笞刑は即ち朝鮮人の身體を撲るのでございます、罰金の代りに打つ、是が甚だ慘酷なものであります、笞刑は甚だしく慘酷なものであるから此笞刑と云ふものは即時廢止せられたいと云ふことは朝鮮人の希望として始終本員は承つたのであり、又朝鮮に居る外國の宣教師又内地の宣教師からも其議論を聞いたのであります、朝鮮總督府は笞刑は廢する積りであると云ふことを明言されたと云ふことも新聞で見たのでありますが、是は愈々何時から御廢止になりますのでございますか、總理大臣より其御明答を得たいと考へて居ります。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 阪谷君の御質問に御答いたしますが、前内閣の折、並に現内閣になつて後、即ち昨年に於て貴族院各派の諸君御來訪ありまして、警告せられたしと云ふことに付て、假令前内閣であらうが、現内閣であらうが、政府であるから云々と云ふ事でありましたが、遺憾ながら前内閣の爲した事に付ては答辯を致し兼ねます、現内閣は丁度阪谷君なども御來訪の時に、政府も物價調節の爲には隨分苦心いたして居ると云ふことも段々申上げ、又御來

[illegible]の方々が[illegible]の一つ[illegible]ると云ふことは認めて居る[illegible]、それだけに[illegible]うであるから、更に相當な[illegible]つて[illegible]たいと云ふ、極めて御同感のことであります、た[illegible]いたしたいと云ふ者は政府も苦心いたして居る、[illegible]う云ふやうに申したのでございます、此意味に於て此精神に於て何等今日も變りはありませぬ、併しそれはそれと致しまして、此兩三日來[illegible]質問に依りて答辯を致しましたことに付て、段々攻撃[illegible]の御質問である、政府の處置を攻撃なさるのは御[illegible]でありますから、强ひて彼是れ申す次第ではありませぬが、併し其御攻撃中に、演說の片言隻[illegible]を捕へて攻撃されることだけは御考を願ひたい經濟界を攪亂すると云ふことを言ふが、それは政府が攪亂するのであると云ふやうなことである、是も實は速記錄を御覽なされば明瞭に分ることで、物價騰貴の最大根源は外國貿易にある、故に外國貿易を制限をすれば物價は低落いたすが、俄に不景氣を來し經濟界を攪亂するのである、斯樣に申したのであります、それを前後を御考へ下さらずして、攪亂するものは政府ぢやないかと仰せられますが、政府は少しも經濟界を攪亂いたさない、又之を致したくないから俄に輸出貿易を制限を加へて急激なる處置を執ると云ふことを避けて居るのであります、又甚だしきに至つては御演說中に、政府は物價騰貴を喜んで居るのである、……演說中に物價騰貴を喜んで居る者は地方にある、地方を俟たずして東京にも喜んで居る者もあると云ふやうな御話もあります、之も速記錄を御覽になれば明瞭に分る話物價は騰貴して居るから之を調節いたしたいと云ふことは政府も希望でありまするが、併ながら需要者と供給者とは利害を異にするが故に、例へば地方農民は米價の騰貴することを喜んで居りませう、生絲の騰貴を喜んで居りませう、併し需要する者殊に都會にでも住む者は甚だ困難して居ります、需要者と供給者との間には利害衝突がある、一方に喜んで居る者があれば、一方には大變に困難を致す者がある斯う申したのを政府は喜ぶであらう、甚しきはそんなことは地方を廻らぬでも分り切つて居る、地方を廻らぬでも分ります、それはどうも私の本意でも何でもない、物價騰貴はさう云ふやうな次第のものであるから、利害の關係も違ひ又地方と都會地とは經濟の狀態も違ひ中産階級其他の階級に依ても利害が異なつて居るものであるが唯一概に一律に極めて見易い政策と云ふものがあるのではないから此實際の事情に適切なる方法を執らにやならぬと苦心を要するのである斯う說明をいたしたのである即ちそれが爲に一般的に斯う云ふことを都會に向つては社會政策云々と斯う云ふ風に打砕いて申したのであります、此邊は宜しく御了解を願ひたい、又生絲が四千圓もする、之を下げたらどうか、貴族院で生絲の値段を下げろと云つた者はない、御尤もの話、どなたからもそんなことを承つたことはない、併し御質問……どなたかの御質問中に、外國に行く物は外國に出て行く時には、亞米利加に於て制限をしない、内地に需要する物だけ制限するから云々と云つて、さう云ふやうな方針でも執つたらどうと云ふやうな御說がありましたけれども、之に對して一例を申せば、生絲が四千圓其以上もして居る、是は外國へ行く品物なりとして、之には何等制限も加へずして置きましたならば、而して同時に米に向つて公定價格を設けて之を非常に引下を致したならば、勢ひ米を作ると云ふ者は減少いたしまして養蠶をするやうなことに傾きませう、それで其生産品を豐富に致して、價格に影響を及ぼさうと云ふやうなる考から申せば、斯う云ふことは、容易に出來ない即ち公定價格の容易に極めれらぬことは此處にあると云ふことを說明する爲に、生絲の一例を申した、それを捕へて政府は生絲を云々する、そんなことは誰も云つたことはない、少し御無理な御質問ぢやあるまいかと思ふそれから適切なる施設を政府は執らない怪しからぬと云ふ政府は固より適切なる方法を執りたいと非常に苦心いたして居ります、併しながら阪谷君の如き經濟學者は御承知でありませう、如何に經濟界が變態に變態を來して居るか、例へば金銀の相場でもさうであります、金一銀十六などと云ふは、今の關係に於て見られませぬ、總て變態に變態を重ねて來て居るのでございますから、適切なる方法としては中々容易に出來ない、故に種々苦心を致して居るのである、殊に適切なる方法と申しましても、直ちに外國貿易に制限を致して値段を下げるだけの効果は見るけれども、屢々繰返して申しまする如く、それでは俄に經濟界を攪亂することになるから、さう云ふことは出來ぬと云ふことを申して居るのである、又御演說中に一昨年の末價格が……休戰になつて總ての價格が低落しさうになつた、此時に調節をやれば宜かつたぢやないかと斯う[illegible]にれますけれども、[illegible]としては兎に角、實際には甚だ困難なる問題ではありますまいか、當時休戰の爲に影響を被つた物は第一に[illegible]其次に船であります、鐵業者は殆ど破産に瀕する、[illegible]業者も同樣の狀態にありまして、或は此に經濟界に大變動を起しはしないかと思ふ樣子が見えたのでありました、幸にして漸次是は杞憂に屬して經濟界の恢復を見たのであります、經濟界の恢復を見たのは喜ばしいが段々物價が騰貴いたして、甚だ困難を致したのであります、此の鐵業者なり船業者は、非常な下落に遭遇して破産の悲境に陷つた時に、此の場合に調節をして置けば宜かつたではないかと云ふことを、少し酷なる御議論のやうに私は拜聽するのであります、又最後に政府の所見と、我々の所見と一致するや否や、斯う云はれる、一體阪谷君御來訪の時に云はれるには、我々の方から案は示さないから、政府は宜しく考へろと云はれた、私は其時に申した、いや何人も此の案に付ては何が一二のことを施行してそれで物價の調節が出來ると云ふ譯のものではないから何人と雖どもさう簡單なる名案がないから、强ひて御意見を承はらぬで宜しい、斯う申したのであります、即ち何等意見を示して居らぬ、何等意見を示して居らないから、政府の意見と我々の意見とは、どうも合はないと云ふのは、どれを標準にして合ぬと申すか、政府は苦心慘澹、物價を低落せしめやう、物價を低落せしめやうと云ふことは一致して居るが江木君であつたか、誰であつたか、どなたかの御質問に對しての御答中に、名法とは何であるか、阪谷君其の他の云はるゝ方法とは何であるか承つたことはない、政府は最善の努力をして居る、唯政府は最善の努力を盡しつゝあるが、唯奈何せむ經濟界の重大なる複雜なるものはさう容易く出來ぬ、色々なることを一昨年來やりましたが、思ふやうな効果を見ない、急激に効果を見やうとすれば、經濟界に攪亂を來し國家の不利益を醸しまするから、左樣なることは出來ないで、今日苦心を致して居るのであります、齊しく物價を低落せしめやうと云ふことだけは全然一致して居ると私には申されますが、其の方法に依つて、其の見る所が一致して居るか一致して居らぬかは、私の方には分りませぬ、と云ふものは、是々の意見を斯うすれば宜しいと承つたことは未だ[illegible]てない、故に、[illegible]府の方では返答を致しかねます、[illegible]に力を盡して[illegible]ります、又今[illegible]に於ても[illegible]ば、之を承ることは[illegible]として引續き種々の方策を[illegible]いたして、第一に生産品の不足を感じないやうに、第二には[illegible]段々低落いたすやうに之を[illegible]りに努めて居るのである、又見やうに依つては大變に物價[illegible]に[illegible]貴を重ねると云ふ事實は又如何にも放慢のやうにも見えませうけれども、併し又一面には種々の方策を攻究して居りますから、同じ騰貴をすると申しても先づ大變動も起らずして今日の程度にあるのではないかと見られませう、是は見る人に依つて色々見解が違ひますが、政府としては十分努力を惜まぬ積りであります、次に專管居留地のことであります、是は外務大臣より御答いたしましたとこで事柄は明瞭いたして居ると思ひます、けれども專管居留地云々の問題は日支の協定が變更して居るやら變更しないかと云ふ御意見でありますが、私も此問答は直接に傍聽して居つたのであります、外務大臣の聲明に依つて日支協約は變更はされて居らぬと云ふことを外務大臣は申して居りました、其通りであります、外務大臣が如何なる聲明を致しました所で、日支間に現存して居る協約は變更いたしませぬ、然らば今後に於て如何に致すか、今後に於ての問題は數日前にも申したやうに、現に支那に向つて山東還附交渉を開始しやうと云ふことで、委員を御互に出さうと云ふことを申込んで居ります、支那が應じまして茲に始めて斯々のことに規定しやうではないかと云ふ案を日本より提出する順序であります、而して支那と折衝を重ねるのであります、之を重ねる以前に當つて如何いたすと云ふことを先以て、支那に會談いたす前に先以て此計畫なり意見なりを公表すると云ふことは國家の利益ぢやなからうと思ひます、而して此談判を聞きました結果として或は現存して居る協定であります、日支の間の協定であります、兩國の協定は兩國の協議に依つて變更すると云ふことは申す迄もないのであります、どう變更に相成るか、又絶對に變更にならず此儘遂行に相成るかと云ふことは一に談判の結果に俟たなければならぬ、今日は變更して居らぬと申したのは外務大臣の聲明に依つて變つた

ことでないと云ふことで、問答があつたと記憶するのであります、それから朝鮮の騷擾の事變であります、朝鮮騷擾のことは甚だ遺憾なる次第であります、昨年議會に於ても段々其成行を御話いたしました、其後に至つて朝鮮の改革を致し公明正大なる處置を致すと同時に朝鮮諸般の制度を改正を致したのであります、此の事に付ては當時段々發表いたした意見等もあり、今日に至つては外國人などの誤解した者も初めて了解いたして、日本の眞意が徹底しかけて居る狀態であります、尙ほ其當時の樣子に付ては先般も申しました通り此議會に初めて總督長官の出席を致すやうに取計ましたから、其機會に申上げて宜しいのでありますけれども、兎に角朝鮮の幸福安寧の爲に十分なる力を盡すと云ふことは當時詔勅にもあり、我々も亦左樣なる意味を以て茲に臨むのであります、而して其騷擾の後始末として、騷擾の際に朝鮮人に慘酷なことを致した者を處分して居るかと云ふことは是は無論左樣なる者がありますれば之を處分いたすに躊躇しない積りであります、唯御話を致しましたが多くの場合に於ては抽象的のことが多い、甚しきに至つては日露戰爭當時の寫眞などを以て外國人が現に尙ほ朝鮮人を處分するに用ひたと云ふことを亞米利加等に之を弘めた者もある、其他朝鮮在留の宣教師等にも數人に面會いたしましたが、段々彼等の誤解の以先に於いては色々なことを申して來まして、如何にも慘酷なる處置を執つて居るやうに申しましたけれども、多くの部分は間違であります、固より多數の下級の官吏の致したことが悉く中庸を得て居るとは何れの國でも申されませぬ、日本軍も此邊に間違ないとは保證しませぬけれども、大體多くは間違ありませぬ、唯其中水原の事件に於ては如何にも容易ならぬことであります、故に軍事當局者に於て一應懲戒處分に附しましたけれども、尙ほ軍法會議に附したのであります、此事は當時に公表いたし置いたやうな次第、即ち公明正大の處分を致したいと云ふことは中外の認める所であります、又朝鮮の笞刑廢止云々、是は早速廢する積りでありますが、併し大變に費用を要する、大正九年度に於て發します、其日は忘れましたが四月一日から致しますか、もう少し後でありましたか、其日は茲にちよつと記憶いたしませぬが、豫算に提出いたしました、笞[illegible]するに付ては費用を要するのでありますから、其費用を朝鮮特別會計に計上いたして居ります、今茲に書類を有ちませぬから、はつきりした日は申上げ兼ねますが、何れ九年度の初めと記憶いたしますが、之に要する費用を請求いたしてありますから、それをちよつと御覽を願ひたい、其笞刑を廢すると云ふことで、之を廢する期限は直ちに御了解を得やうと考へます、大體是で御答辯いたした積りであります、尙ほ遺漏がありますれば重ねて申上げます。

○男爵阪谷芳郎君　本員は物價問題又專管居留地の問題に付きまして尙ほ十分に御辯明を受けたいと考へますけれども、今日はまだ多數の質問があるやうでありますから、もう是で止めまして尙ほ他の機會に於て質問を致します。

〔江木千之君發言の許可を求む〕

○議長(公爵德川家達君)　江木千之君は何ですか。

○江木千之君　私は唯今總理大臣の御答辯に私を引合に出されたことに間違があると思ひますから簡單に一言辯じて置きたいと思ひます、御許を願ひます

○議長(公爵德川家達君)　總理大臣の唯今述べられましたことに付て誤があるから辯解いたして置きたいと云ふ……

○江木千之君　左樣でございます。

○議長(公爵德川家達君)　單に御辯解に御止めを願ひたいと思ひます。

○江木千之君　はい、承知いたしました、唯今總理大臣の、阪谷男爵の質問に對する攻擊的御答辯の中に私も引合に出されて、生絲が四千圓もする、之を輸出制限してはならぬと云ふのは江木の質問にあつたから其答を致したと云ふ事でありますが、私は決して斯樣な點に付て質問いたしたのではないのでありまして、外國貿易に關係すると云はれるから、物價の調節をして外國貿易に關係するならば其影響を受けないやうな制度を立てることも出來る、例へば亞米利加の「ウエッヴ、アクト」の如きものであると云ふことを申したのであります、「ウエッヴ、アクト」と專ら輸出を目的とする物に付ては其物價調節の法律は適用せぬと云ふことに規定してあるのであります、さう云ふやうなものも參考して制度は立てられさうなものであると云ふことを申したのである、それに對して私が思ひも染めぬ四千圓もする生絲の輸出を制限してはならぬ、ならぬと云ふのは常に總理大臣の答辯の筆法で申されますが、全く人の問はぬ所の横丁の方に持つて行つて答へられたのである、さうして總理大臣は外國の法律は書いたものではちよつと分らぬと云はれた、私は飛脚のやうに外國を廻つて來た者のおべつか半分に云ふやうなことは成るべく信用しまいと常に心懸けて居ります、且つ外國の制度等は丸呑には行かぬのである、故に注意して之を讀み研究して我か立法の參考にしなければならぬと考へる、昨日も申した如く眼光紙背に徹する考を以て外國の制度等は研究しなくてはならぬ、之をしないと外交でも内政でもしくぢりの元はそこから來るのである、常に物價問題に付て云はれるが仙臺の相場が違ふとか何所の相場が違ふから、公定相場も無暗に立てられぬと云ふことを、昨日申した通り外國の丸呑ではならぬ、又英國の如きは地方地方にやらすことになつて居る、地方地方の公定價格が定まれば必しも仙臺青森鹿兒島の相場が違つたからと云つて公定相場が違ふと云ふことはないと私の質問したのに對して答辯して置いて、攻擊的の答辯をなさることの材料に御使ひ下さることは御免を蒙りたいと云ふことを一言申上げて置きます。

〔山脇玄君演壇に登る〕

○山脇玄君　私のは四箇條程内閣諸公に伺ひたいのであります、付きましては聊か質問を致します趣意を述べたいのであります、

〔副議長侯爵黑田長成君議長席に著く〕

其趣意は四箇條の質問に通じて、成るべく簡單に申し述べたいのであります、どうか諸君に於かせられましても暫く時間を御與へ下さるやうに、我國には明治の初めに世界無類の英斷を以て社會の大改造を致されました、前途の成行は如何になるかも考へずに、一意專心舊來の制度陋習を打破り天地の公道に基いて、新たなる組織を創定し駸々と進步發達いたしましたればこそ、此度の講和會議にも五大强國の一として列することが出來たのであらうと思ひます今や世界改造の呼聲が喧々囂々として世界を風靡して居りまする、我國も建國の由來が異つて居ると申して、此思潮に逆行する譯には行かないでありませう、そこで大正維新、思想革新とも云ふべき自覺を以ちまして維新の大業に倣つて我々は猛然立つて改造の途に進まなければなるまいと思ふのであります其方策に至りまして、

〔議長公爵德川家達君議長席に復す〕

多種多樣千差萬別輕重本末もありませうけれども、先づ第一に實現せなくてはならないものが四箇條あると私は考へるのであります、それは民衆に普通教育を普遍徹底せしむること、普通選擧を速に實行すること、勞働保險を創定すること、職工組合を公認すること、此四箇條が最も急を要する事柄であらうと思ふのであります、で大戰の結果勞働者は自己の力を自覺しまして、戰爭は一般民衆の力に依つて行はれました、戰爭の爲に最大の犧牲を拂ひ、最大の貢獻を爲したるものは一般民衆であります、一般民衆の力を藉らずしては政府と雖も何事をも爲し得ぬと云ふ事は交戰國の勞働者が實驗より得ました知識であります、勞働者が自己の力を知ると同時に政府に向つて種々の要求を持出しました、政府も出來得る限り其要求を容れむとして居ります、勞働者の要求は世界到る所殆ど同じであります、露西亞の勞働者の要求も獨逸の勞働者の要求も英國の勞働者の要求も、其內容に於て其實質に於て大差はありませぬ心理狀態に於きましても大差はありませぬ、皆同じく其要求が容れられなければ力を以て取ると云ふ事であります、唯異る所は之に對する政府の態度であります、露國の如き貴族と官僚が政治を主宰して居る政治の目的は一般民衆を壓迫して特權階級の利益を圖る國でありましたならば、勞働者が過激になつて國家を破壞する事になるのであります、英國では政府と勞働者と資本家とが會議を起しまして、平和的解決の方法を講じました、是が英國に於きまして勞働者が國家の破壞を企てない所以でありまする、で此民衆的運動は世界の大勢であります、列國の政治家は民衆的運動を以て避けることの出來るものとして居ります、彼等の苦心する所は之を善導し之れを緩和すれば民衆が過激派となることを防ぐにあるのでありまして、是か即ち世界改造の精神であります、此度總理大臣の出されました訓諭にも海外の危險思想に感染せぬやう最も戒めなければならぬとあります、至極御尤の御警告であります、併ながら問題は其豫防政策如何に在ると思ふのであります、斯樣に大戰の場合に與へられました敎訓の重大なるものが、果して何事にも民衆の力を藉らねば出來るものでないと云ふことにあると致しましたならば、一面に於きましては此民衆に普通教育を普遍徹底せし

めて、建國の由來と常識と經濟心とを養成いたします、普通選擧を實行して民衆に政治思想と責任觀念とを涵養することが最も急務であらうと思ふのでありますて、現今の不就學兒童の數は數十萬を以て算するほどあります、殊に下層細民の爲に設けられてある特殊學校までも不足して居ります、現今の有樣では其志願を滿すことさへ覺束ないのであります、現に芝區の特殊學校の如きは數年來其教室が不足を感じまして市の當局に其增築を請求して來たのであります、然るに未だ其運びに到りませぬ折角の入學志願者を拒絕して居ります、如何にもさう云ふ所があるに相違ないと思ひます、民衆に普通教育を徹底せしむるべき國家緊要は此度の露國的獨逸の革命狀態に見ましても明白であります、露國の革命は過激思想の傳播と共に次第に兇暴の度を加へ、遂に其國家を崩壞せしむるに至りましたのは、全く其民衆の教育が普遍的徹底でなく、無教育者が多數あつたことに基因するのであらうと思はれます、之に反しまして獨逸が均しく革命の巷に投じながら穩健社會主義の喧嘩で治つて居りますのは、民衆の教育が普遍徹底いたしまして、津々浦々まで行渡つて無教育者が絕無であると云ふことに基因するのであらうと思ふのであります、今日我國に於きまする勞働者の中には全體とは申されませぬが、無教育の者が多い結果、大戰後の好影響で、此の折角得ました金銀を空しく飮食、或は劣等なる娛樂の爲めに浪費すると云ふのが常であります、彼等の常識の低級なると經濟心の貧弱なることか、自業自得とは申しますものゝ實に社會組織の然らしむる所であると思ひます、若し彼等が何等かの動機に依りまして、一大事が起るに至りましたならば、彼等は無意識に附和雷同する嫌ひがあります、して見ますれば、今日の場合片時も斯る無教育者の存在を許す譯には參りませぬ、民衆の子女を教養すべき學校、殊に特殊學校の增設擴大にしては、十二分の注意を拂はねばならぬ時であらうと思ふのであります、然るに政府當局が高等教育に浴すべき少數有產者の爲めに、所謂高等教育機關の增設擴大に意を專にして、多數無產者の爲めに普通教育の徹底を輕視しなさる傾きがあるのは、誠に遺憾千萬であります、是れは國家社會の制度萬般の根柢を國民の全體の普遍的基礎の上に置くべき現下の大勢に見まして矛盾撞著も亦甚しきものと言はねばなりませぬ、申上げる迄もありませぬ明治先帝の詔に「廣ク會議ヲ興シ、萬機公論ニ決スヘシ」とありますやうに、庶民に至るまで、國民全體より議會に其代表者を出して、國政に參與せしめなければいつまで經ちましても民衆の政治思想を養成訓練せしむることは出來ぬのであります、然るに政府當局は民衆の政治思想まだ成熟せざる中に選擧權を與ふるとせば、却つて危險思想に冒され易いとの意見を抱いて居られるやうであります、果してさうであると致しましたならば、此度の選擧法改正に當りまして、納稅資格を三圓に低下したのは、其間の二百萬餘の有權者は既に政治思想が成熟せられたと認められたのであらうかと思はれます、然るに實際を顧みますと決してまだ政治思想が成熟したとは認むる譯には參らぬのであります、況や世界百般の任務と申しまするものは、之を其人の雙肩に荷はせて初めて修得訓練せしめ得るのであります、然るに單り政治思想に限つてさう云ふ譯に行くものでないとは言ひ得まいと思ふのであります、丁度好んで水中に投ずる勇氣の無い者は終生水泳に熟達せないと同じやうに、民衆をして國政に參與せしめなければ終生政治思想の修得訓練は出來るものではないのであります或は又政府當局は選擧法をまだ一度も實施せない中に更に改正するとしたならば朝令暮改の嫌ひがあると言はれるかも知れませぬ、現內閣も神でない以上今日の如く時勢が急轉直下するのは一年前に察し得なかつたとすれば誰しも其不明を責める者はありませぬ、凡そ法律は其時の實生活に適應せないものでありましたならば何時改正いたしましても差支ないのでありまするから、其樣な御心配は無用であると思ふのであります、尙ほ論者の中には男子であれば兎も角、女子にまで選擧權を及ぼすと云ふのは以ての外であると力說される人があります、是亦國民の一半を無視せむとする偏見と言はねばなりませぬ今や女子も男子同樣國民たる義務を果し、文化の上にも大に貢獻しつゝあるのであります、統計は古い外國の例ではありまするが、千八百十六年乃至千八百七十六年に普魯西國では女子が蓐熱……子供を生んで其爲に死ぬ、產蓐熱で死亡した數が三十二萬千七百九十一人で、每年平均五千三百六十三人であつたと申します、其間に男子が戰爭に依つて死んだ數を超えて居ること莫大である、產蓐熱で死んだ者が戰爭で死んだ者より餘程多いと云ふことであります是を以て見ましても男子が兵役義務を果すと等しく女子が國家に對して人口增殖の義務を果す一面を知るに足るであらうと思ふのであります、然るを依然陋習に固著して女子を國政に參與せしめぬとは如何なる理由に依るのでありませうか、母親の教養宜しきを得まして立派な紳士となつた男子に選擧權を與へて置きながら、其本元である母親に之を與へないで除外せむとする如きはどう云ふ譯でありませうか恐らく唯女性であると云ふ一點で他に何等の理由も無いのであらうと思はれます、天下斯の如き不合理は外に又ないと思ふのであります、我國に立憲政治を布きましたのは申す迄もありませぬ、有史以來我が皇室の大御心を成文にして此民衆の自由を認め民衆の意思を尊重する政治であることを益々明白にしたのであります……したに過ぎませぬ、既に民衆を本とする政治を行ふ以上は、無產者や女子を除外する譯に行かぬ筈であります、然るに國民の大多數を除外せむとするが如き政治を行ひましたならば、それこそ、社會の中に不平分子を作り、動もすれば危險思想を懷かしむることになるのでありまする、諸外國の革命史を見て視ますると、爲政者の壓迫に對して公然論爭する機會を與へなかつたことが其原因となつて居りまする、言論の自由は立憲政治に伴ふ言論の壓迫は專政政治の產物である、凡そ人間は偉大なる力を持つ者より壓迫を受くるほど悲慘なことはありませぬ、文化の進むに連れまして民衆が道理を了解するやうになり、其壓迫より除かれむとすると云ふ事は、是は當然の措置であると言はねばなりますまい、露西亞が帝政滅亡の時、最後の壓迫を言論機關に加へましたけれども、到底其目的を達する譯には行かなかつたではありませぬか、故「ビスマルク」公が十年間社會黨に加へた壓迫は最も酷烈でありましたに拘らず、全然失敗に歸しまして彼の退隱の後社會黨は雨後の筍の如く森々と成長し、獨逸は今や社會黨の天下となつたではありませぬか選擧權を無產者に普及せしめ、廣く國民全體をして其代表者を出すことを得せしむるは、明治先帝の詔に適ひ公然論爭するの機會を與ふるのであります、普通選擧が革命に對する安全瓣であると唱へまするのは全く此理由に依るのであります、我國に於きましても社會改造の呼聲盛んである今日、斷然普通選擧を實行して民衆の[illegible]せしめ、議會に於いて公然論爭するの[illegible]、今や物價狂騰して日常生活を[illegible]絕頂に達しました此場合、如何なる[illegible]とも限らぬのであります、斯樣に一面に於きましては民衆に普通教育を徹底せしめ、普通選擧を決行して建國の由來と政治思想と責任觀念とを養成すると同時に他面に於きましては、無產者の生活を安定にし勞働運動をして秩序節制あらしむることが、最も極めて必要であらうと思ふのであります、寺內內閣は物價調節で外米管理令を出されました、現內閣は外米購入穀類輸入關稅減免米穀無賃運送等を企てゝ居られます、然るに其效果がまだ甚だ貧弱、一向生活の窮境の緩和するに至りませぬ、人爲的に食糧價額を低下せしめやうと思ひますれば、價格公定なり官營なり何れに致しましても、積極的英斷處置に出でなければ奏効覺束ないのであります、それと同時に酒精中毒液の原料を外米に代へると云ふことも一策であらうと思ふのであります、既に外米を原料とする釀造が成功いたしました今日、外米を原料と致しまするならば一石に付きまして二十圓餘も節約し得るのみか、之に禁止稅的の重稅を課すると云ふことも、亦好財源であらうと思ふのであります、詰りそれまで行きませぬと云ふと、此生活難緩和政策は徹底せぬであらうと思ふのであります、けれども斯かる政策は今日の政府としては、其實行は最も困難とさるゝであらうと思ふのであります、若し此政策を實行すると云ふことになれば、又諸方から猛然と反對論が起つて來るからであらうと思ふのでありますさりとて國家の伸張發展に最も多く貢獻して居りまする大多數を占めて居る無產者の生活不安を無視する譯に行く筈のものでありませぬ、けれど此問題に付きましては、もう以前質問應答で十分政府の御趣意のある所も分つて居りまするから、もうくど／＼しくは申しませぬ、唯私の希望と致しまして、其釀造の原料を此外米に代へると云ふことだけの政策を御斷行になることを希望して置きまする、勞働運動をして秩序節制あらしむる必要條件は、勞働者をして組織整然たる團體を作らしめ、責任ある指導者に從はしむる事でありまする、烏合の衆は無秩序に流れ易い又過激に流れ易い、職工組合を組織するのが此過激思想に對しまする豫防としては、最も良策最

も急務であらうと思ふのであります、然るに政府當局は職工組合は默認する、默認するが奬勵はしないと云ふ事で、恰も之を無用の長物視して居られるやうでありまする、それはどう云ふ譯でありませうか或は職工組合の本質を、其性質を徹底的に御了解になつて居らぬかも知れぬと思ふのでありまする、政府當局の職工組合に對する御見解は要しまするに歐米の資本家と勞働者とは常に嫉視反抗する本質を有つて居るけれど、我國に於ける兩者の關係は、全然是と趣を異にして主從の關係である、其間には溫情の極めて濃厚なるものがあるそれ故に彼等に倣つて即ち歐米に倣つて對資反抗的の組合を作るやうなことがあつては、我國情を無視するの甚だしいものであると御考になつて居るやうでありまする、尙ほ本議會に職工組合法が提出さるゝや否やはまだ判然は致しませぬ、假令提出されるに致しましても單に個別組合のみを公認して組合組合を公認されぬと傳へ聞て居りまする、それはどう云ふ理由に依るのでありませうか政友會本部に於きまして內相の聲明さるゝ所に依りますると各工場に勞資協調委員と云ふものを設けて、勞資間に起こる諸種の問題を解決せしむべしとのことでありまする、斯の如き委員を設けらるゝ趣意は、旣に政府の援助に依つて成立完成しつゝありまする彼の勞資協調會を以てまた不十分であると御認めになる爲めでありませうか、或は又斯かる資本家側に偏する機關であつては、到底勞働者を滿足せしめ能はぬと御認めになる爲でありませうか其趣意甚だ曖昧でありまして、我々共の了解に苦しむ所でありまする、元來職工組合と申しまするものは今更申す迄もありませぬ、勞働階級が法律上經濟上社會上、有産者と同等の地位境遇に進まんとするに當つて單り國家社會の援助に賴らんとせるのは頗る不安であるであるから彼等自ら獨立、自力に依りまして團結し、堅實なる自主自立の途を立てんとするに外ならぬのであります、是一面に於きましては彼等の生活を安固にして幸福なる生活を營まんとするにあるのであります、他面に於きましては、資本家側の資金と云ふ武器に對しまして團體と云ふ武器を作つて、之れを以つて資本家の提供する不公平なる條件に對抗せんとするにあるのであります、して見ますれば、何れの點より致しましても至極當然の措置と云はねばなりませぬ、既に職工組合の本質を可と致しまして之れを公認すべきものとしましたならば、彼等の生活を一層鞏固ならしめ、彼等の團體を一層強大ならしむる爲めに、同種であると異種であるを問はず互に相聯合いたしまして、毫も之れを不可とすべき筈はないではありますまいか、丁度政治界に於きまして立憲政治の必要を認めて置きながら、政黨政派を排斥して其の成長を防止せんとするに等しいのであります、立憲政治と政黨政派とは分かるべからざる關係を有つて居ります、立憲政治の發展するに從つて政黨政派も亦發展するに至るのは是は明白なる事實であります、然るに政府當局が尙且つ綜合を不可なりと爲されるならば、文明諸國に現存する組合の性質、本質を徹底的に了解せられぬのであらうか、然らざれば何時もながらの因襲的偏見を固守されるのであると斷ぜざるを得ませぬ、固より歐米諸國に於きましても、勞資關係の由來は反抗的であります、けれど世の進歩に伴つて組合も發展し、其本質も一變いたしまして今や協調的平和的となつたのは顯著なる事實であります、丁度政治界に於ける政府と議會との關係に能く似て居るのであります、政府と議會とは常に和衷協同して國政に膺るべきは其本質でありますけれど往々其意見を異にして互に相抗爭する場合を生ずるではありませぬか勞資の關係も是と趣を一にして、其本質は協同して生産業に從ふにあるのは論を俟ちませぬ、けれど自由契約の解釋、賃銀の增給、時間の短縮、或は事業經營上の意見が疏通せぬ場合に於きまして、嫉視反目することあるは政界に於けると毫も異なる所はないのであります、今次の講和會議の一條件であります國際勞働問題に付きまして華盛頓に開かれた國際勞働會議に、我國も勞働委員を派遣するに至りましたのは、洵に慶賀の至りに堪へませぬ、愈々代表委員を選出するに當りまして、如何なる方法に依るべきか其據るべきものがないので大に困難を感ぜられたやうであります、是は時代思潮を輕視して職工組合を助長發展せしめなかつた結果、自から求めて斯かる不自由不便を感ずるに至つたのであると言はざるを得ませぬ、政府當局は宜しく今回の不便に顧みて各種の組合を公認し、之を愛護すると同時に、彼の最も濫用し易い治安警察法を改正して、組合の自由なる伸張發展を遂げしむるのは、最も賢明なる仕方である、最も急施を要する責務であると言つても宜いと思ひます、然るに若しも依然躊躇して組合を公認するを怠りましたならば、或は今後歐米諸國との貿易上に重大なる惡影響を及ぼして、不慮の損害を蒙らぬとも限らぬと思ひます、今や國際聯盟は成立いたしました、併し是は超國家的ではありませぬ各國の聯合會議にあります、故に其會議に於きましても大小國家の別があります、强國の主張は重んぜられ、弱國の主張は顧みられませぬ、世界の單位は矢張り國家であります、我々は國家の力……國力を充實して益々世界に發展の途を開かねばなりませぬ同じく總理大臣の訓諭にも外に向つては力めて協調方針を執ると同時に内にあつては益々國力の充實を企圖するを以て今日の急務となすとありますそれは其通りで、今日の場合國境が撤廢されないで、世界の單位が國家でありまする以上は、どうしてもさうなくてはなりませぬ、我々國民は擧つて國力の充實に努力せねばならぬと思ふのでありまする、それで勞働の力、上は學者や知識階級は精神的勞働より下は勞働階級の四肢的勞働の力、殊に我國の如き纖維工業が生産界の重要部分を占めて居りまする國に於ては、女工の力が國力充實の上に殆ど無限であります、彼等は國民生活に必要なる仕事をして居ります彼等が全部同盟罷業を致しましたならば國家は潰れて仕舞ひます、それであればこそ講和會議の中に、多數民衆の貧困窮乏を餘儀なくするが如き産業狀態を改良する爲に、勞働問題を加へたのでありませう、此問題の解決が又世界平和の一條件であると認めたのであらうと思はれます、果してさうでありまするならば、爲政者たるものは此際何を措きましても、民衆の安固民衆の心身の向上發展を增進する政策を實現せねばなりませぬ、之れが方策固より多種多樣、殆と際限のないことでありませう、けれども政府當局の責務と致しましては、工場法の完成、勞働法規の制定、組織的職業紹介、衞生的住宅供給、必需食糧の安價供給であると言つても不當でなからうと思ひます、食糧の安價供給に付きましては當局の督勵宜しきを得まして、今や各地に公設市場が設けらるることになりました、東京府市に於きましては各所に設けられて、我々府民市民は大に便宜を得て居りまする、けれども其數の不足であるのと、其管理宜しきを得ませぬ爲に十分の効果を齎らす譯には行つては居ないのでありまする、當局は今一層茲に意を注がれまして、成るべく生産者と消費者との間を接近せしめて、次第に其設備をも完成することに努められたいものであります、實に恐るべきは「パン」の問題であります、彼の遠くは佛國の革命、近くは露國革命の近因は、何れも食糧問題でありました、民衆の生活不安にあつたと云つて宜いのであります之に對する爲政者の畫策適切ならずして生活上の壓迫極度に達しましたならば、何時如何なる不祥事が勃發せぬとも限りませぬ、一旦民衆の堪忍袋の緒が切れたとなりますると、どれ程嚴酷の高壓手段を加へましたとて到底鎭靜することの不可能であると云ふことは、世界の歷史の明かに示す所であります、以上は簡單に四箇條の質問の說明を述べた積りであります、之より具體的に質問を申したいのでありますが、第一に總理大臣に伺ひたいのは、勞働保險と普通選擧に付てであります、總理大臣が彼の訓諭に於て危險思想と云はれましたのは、獨逸流の軍國專制主義とか、「レーニン」の共産主義「クロポトキン」の無政府主義であるとか、總て其時の社會狀態に適應せぬものを指されたのでありますか、それとも唯だ「レーニン」の生産主義のみを指されたのでありますやら、判明は致しませぬけれども、何れに致しましても、無産者の生活を安固にすると同時に健全なる政治思想と、責任觀念とを養成するのが、危險思想を豫防するに屈强なる政策であらうと思ひます、總理大臣は前議會に於きまして、勞働保險は講和會議の成行に見て解決することにする積りであると申されました、今や時は來ました講和會議の結果派遣委員の報告に鑑みられて、此二問題をどう解決する御決心であるや、之を伺ひたいのであります總理大臣に對しましては、普通選擧と勞働保險、第二は內務大臣に伺ひたいのである、職工組合に付きましてであります、前議會に於きまして總理大臣は危險思想に侵かされない限り組合の成長は妨げないと言はれました、內務大臣は社會改造の必要が急轉直下して來た今日、組合の性質組合の本質を、どう御考になつて居りまするか、單に是が成長を妨げないのみか、速に是が發展を遂げしむる方針を採られる御考であるや否や、若し其本質を可とする御考でありましたならば、其成長を妨げる治安警察法第十七條に付きましての御考はどうでありまするか、此の事に付いては總理大臣より昨日大河內子爵の御質

間に對して御答になりましたので私は其の中の煽動等と云ふ、その刑法上罪とならぬものが此の治安警察法にあるのだ、大に職工組合の成長を妨げるものと認めるのでありますが、總理大臣は唯だ暴行脅迫と云ふ一般の刑法の點の御答辯がありましたが、私は其の點を伺ふのでない、誘惑煽動と云ふ刑法上罪とならないものが此治安警察法に在る、是れが職工組合の成長を妨げる最大原因であると認めるものでありますから、其點を御改めになる御考があるかどうか、それは勿論職工組合の成長を可とすると云ふ御考であれば、其問題が出て來るのでありますが若し是が不可とすると云ふことであるならば、もう治安警察法の問題は要らぬのであります、第三は文部大臣に對して三箇條伺ひたいのであります、第一の問題は、此民衆の普通教育の普遍徹底に付てゞあります、高等學府の增設擴大の御計畫は略々完成しました今日、普通教育殊に特殊學校の普及計畫に付て何等か御計畫がありまするや否や、若し此計畫があると致しましたならば、政府直隷となさる御考であるや否や、或は又自治體に向つて其計畫を御幇助なさる御考であるや否や、是が第一の問題であります、第二は女子の高等教育即ち高等學校、大學を首め高等專門學府の門戶を、女子にも開放する御趣旨であると云ふことは、前議會に於きまして略々御說明がありました、其際私の希望として、どれ〳〵の學府は志願者さへあれば之を許可すると云ふことを豫め公布公表して戴きたいと述べて置きました、大職教育上にも改造の必要切迫する今日、大臣は此事に付てどうなさる御考でありまするや伺ひたい、是が第二…女子の高等學府入學に付てゞあります、第三は私立學校に付てであります、聞く所に依りますると云ふと、慶應大學早稻田大學の各科共男女共學制に改めるに決し、其改正規則の認可を昨年八九月頃文部省に申請しました、然るに文部省は約三箇月間それを抛つて置いて、十一月に至つてそろ〳〵調査に著手し、漸く今年に這入つて、女子の入學が現行法規の許さざる旨を指令されたさうであります其法規と申しますのは、現行高等學校令のことで、同令は男子のみの高等普通教育を規定し、全然女子を除外して居りまする、其高等學校令に準據すべき大學豫科に女子を入學せしめやうとする新規則は法令違反であると云ふのであるさうであります、果してさうであると致しましたならば、私は甚だ奇異の感じを致すのであります、前議會に於ける文部大臣の說明に依りますると、官立高等學府でさへも女子の入學を許可する方針であるとのことでありました官立學府に對してさう云ふ方針であるのに、何故私立大學の改正規則を許可してはならないのでありませうか、大臣は其後御變說になつたのであるかも知れませぬ、我々は大臣の御變說を咎める譯ではありませぬ、それは大臣の御勝手である、我々は社會改造研究上、今日國民の一半である女子教育が、男女の間に差等あるべき筈がないと確く信じて疑はないのであります、此際大臣の確答を得たいのであります、其確答次第に依りましては、我々の希望を貫徹する方法を他に講ぜねばなりませぬから、どうか明確に御答を得たいのであります、どうも長々贅辯を費しました。

○議長（公爵德川家達君） 會議時間の延長を宣告致します。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣（山本達雄君） 唯今山脇君の總理大臣に御質問になりました中で、此勞働保險のことでございまするが、是は私より御答をしても宜からうかと思ふのでありますが、是は此度の豫算の中に農商務の管轄で勞働課を設けることになつて居ります、それは專ら勞働保險に付きましての調べを致しまして其必要を感じまして、それを設立いたしまするに付てはそれ〳〵の用意がありまするからして、其調査に取り敢ず掛ることにして豫算を出してあります、諸君の是非共協贊を得たいと存ずるのであります、それから第二は內務大臣に御質問になりましたる勞働組合のことであります、之に付きましての中に、勞資協調會及び警察令の十七條のことに付てでありまするが、是は何れ內務大臣より御答を申すことと存じますが、唯勞働組合法でございますが、是は申すまでもありませず、此度の國際聯盟の中に於きましても最も重要なることに勞働會議はなつて居りまして、既に華盛頓の會議に於きましても、それ〳〵委員を出しましたるやうな次第でございまして、此後に於て勞働者に對しますることは餘程重要なることかあると信じて居ります、それ故であります、又それに付きまして組合に付きましても御承知の如く英吉利、佛蘭西、獨逸或は亞米利加の如き、それぞれそれに對する組合及びそれに對しまする取扱は皆違つて居ります、どうせ日本に於きましても、是は非常なる必要なることと、政府に於ても各國の例を調べ又それに付て我國に於て如何なる途に於て此取扱をしたら宜からうかと云ふことは、此後の產業の發達に付て重大なる事柄であります、それ〳〵調べを致しまして、どうか此國に適すべき法を拵へたいと農商務省に於きましては一通りの案も作つて居ることで、併し今申す如き重大なる事柄でありまする故に、政府に於きましては是は委員を選びまして、十分に其案を調査し研究をして、さうして適當な案を定めたいと云ふ、何れ數日の中にさう云ふやうなることに付ての組織をされると云ふことになつて居ります、是だけを御答致します。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君） 先程の御尋ねの中に私から御答へ申して宜からうかと思ひますることがありまするが、普通選擧法を實施する考はないかと云ふ御尋ねでありました、畢竟普通選擧と申しても、現行の制度より尙ほ選擧權を擴張する意はないかと云ふことに伺つても差支なからうと思ひますが、昨議會に於て政府は選擧法の改正を企てて御協贊を得た次第であります、未だ一回も實施を致さざる今日でございますから、此實施を致して其結果に依つて尙ほ選擧權の擴張を圖るも遲きに非ず、のみならず左樣なる順序を以て進むことが穩健なる政治上の發展と考へまするので今日に於ては此上の改正を企てる考を持つて居りませぬ、此ことは既に閣議で決定致して居ることでありますから、私より代つて御答して差支なからうと思ひます、それから勞働組合のことに付きましても、唯今農商務大臣より答へられた通りのことであります、付て治安警察法第十七條を廢止する考はないかと云ふ御尋でありますが、是は既に總理大臣より御答へ致しましたと考へますが勞働に關する立法が追々制定せられまして、其爲に或必要のないものの改廢を要する時があるかも知れませぬ、今日の狀態に於きましては尙ほ十七條は存置いたしますることが宜しいと考へて居りまする爲に廢止案を提出する考はございませぬ、それから尙ほ是は特に私に對して御尋のやうでございますが、工場毎に置く所の組合をどうするか、私は勞働組合法と共に相並んで各工場に、向うで……亞米利加邊で行はれて居る[illegible]を[illegible]いたしますれば[illegible]員と申して居りますが、例へば我國の[illegible]に[illegible]ますれば鐵道從業委員會と云ふ者[illegible]下に[illegible]いたさうかと考へて居りますが、即ち各工場[illegible]に[illegible]從業員の意思發表の機關を作ると云ふことは我[illegible]今日の狀態に於ては最も適切なる、[illegible]なる方法であらうかと云ふ考を持つて居ります、それ故に主管いたしまする鐵道の方に於てはそれ〳〵[illegible]を致して既に成案を得て居るやうな次第でありまするが、是は私一個の考でありまするので、何れ閣議の同意を求めて、獨り官設工場のみならず、民間の工場に於ても其やうなる組織の普及されむことを希望いたして居ります、併ながら是は今閣議で決定した次第でありませぬから、直ちに政府の意見として申上げる譯にいきませぬ、私一個の意見として御答して置きます。

〔國務大臣中橋德五郎君演壇に登る〕

○國務大臣（中橋德五郎君） 私の方は三箇條の御尋がありましたから御答を致します、能く出る話でありますが現當局者は普通教育の充實と云ふことに付て力を用ひることが薄いと云ふことでありましたが是は御認定に御任せ致しますが、餘程用ひて居る積りであります、實はそれらの調べも政府は持つて居りますが、細かいことでありますから別段申上げませぬ、大體に御承知の通り殆ど就學兒童の九十幾つと云ふやうな非常に高い率に就學して居ると云ふ今日の狀態は御承知の通りであります、露西亞などと比較には迚もならぬ、露西亞の人口の七十、八十まで文字が書けぬと云ふことで、是は先づ比較にならぬ、今日學校へ參る貧民若くは瘋癲白痴不具等の爲に就學すると云ふことを免除して居ります、義務を免除して居ります、それが一箇年に二萬人餘りあります、是は六箇年の義務教育に對して十五萬人になります、是は誠に可哀相なもので、之に對してはどうか施設を致したいと考へて色々調査をして居ります、心配して居る譯であります、此中に瘋癲白痴或は不具等で行かない者は幾らある、又高等師範學校の中で一部試驗をして居りますやうに、瘋癲白痴だけを集めて教育をすると云ふ方法も亦色々あるので是は今內務省の協力も得まして調査中であります、是は場合に依りますと救濟のことは內務省でやられるか分りませぬ、學用品を生徒に支給するとか、其

中には飯を食はせる、貧民であるから食糧を給せねばならぬ、もう一つ進みますと是は仕事をさせて居るのがある十歳以上の者が給金を取つて、二十錢なり三十錢なり給金を取つて其父兄の助もしてやらなければ本當の教育にならぬかも知れぬと云ふやうなことを今調査して居ります、それで此特殊學校に對する普通教育の施設に付てどうするかと云ふことでありますが、是は即ち其中に這入つて居ります、特殊學校と云ふ意味は元の特殊、今はまあ總て特殊學校と云ふのはありませぬがそれを云ふと感情を害する譯であります、矢張り其事であらうと思ひますがそれでも皆學校はやつて居ります、餘り變つて居りませぬ、其中に免除してあるものは是は唯今申上げました義務教育の免除者、不具者瘋癲等の如きものでありますから、之に付ては心配をしてどうかしなければならぬと思つて居ります此上に尙ほやらうと思へば就學年限の延長でも致さぬとならぬ、それで奬勵する方法を執る、それらも今考へて居ります、それから第二の女子大學若くは專門學校に入學を許すかどうか、それを公表して呉れたら宜しからうと云ふ話でありますか、御尤もなことで、今日まで實は希望者は餘計なかつたのでありますが、今日では御承知の通り先年東北大學に女子の入學を許可しました、既に卒業した者がある、それも成績が良いと云ふ評判もある、何か博士の論文を書くのもあると云ふやうなことを聞いて居ります、東北はさう云ふ風にして、それから東京の大學は今向うで研究中であります、どつちにしませうか、まだ極つて居りませぬ、殆どさう云ふやうな調子でありますか、併し近年の女子の教育の盛んになつたことは私よりは御熟心なる山脇さんの方が疾に御承知のことと思ひますから、全國の高等女學校の數も男子の中學校よりも年々增加率が餘計になつて、非常に盛んになつて來ましたから、從つて女子の高等の教育を授ける機會が來たので、喜ばしいことで唯今當局に於て高等女學校令の改正をして、及び校規の改正を調査中であります、餘り遠からず實行することが出來やうかと思うて居りますのは、高等女學校の上に高等科を置く程度を上げる學校をやりたい者はやらすと云ふことにして進めて居ります、一歩を進めたいと云ふ考を持つて居りますさう云ふやうなことになりまして、段々女子の方の知識の程度が進んで來ましたから、從つて大學へ入學を希望する者も澤山出來ることであらうと思うて、餘程喜んで、今又之を持つて居る次第であります、それから慶應早稻田の大學許可出願のことに付て御話がありましたが、是は何か半年放つて置いたと云ふ話が、どなたから御聞になつたか、餘程是は事實に違つて居る、慶應のは早く早くと云うても昨年何月でありましたか、書類が餘程當局者から見ますと完備して居りませぬ、完備して居らぬと言ふと甚だ語弊がある、向うに塾長さんも御出でになりますが、語弊があるからどうも申しませぬが、受付ける方の當局に於ても私立大學の許可は始めてやるのでそれから出しなさる方も矢張り始めてである、兎角兩方の望みが旨く行かないと云ふことは、始めてのことには無論ある話ですから、存外それは簡單な書類が出て來た、色々打合せをして居つたやうな譯であります、等閑に半年以上も握つて居つたと云ふことではありませぬから、どうか其邊は御承知置を願ひます、所が餘程經つて早稻田の方の出願が出て來ましたが、是は出願前に餘程當局の主任の方と打合せはありまして書類も餘程整頓して出て來ました、さう云ふ風で容易いことに出來なかつたと云ふやうな事情であります、事實を御話を申上げて置きます、そこで兩大學に對して女子をどうするかと云ふことは、女子に兩大學も共に入學を許すと云ふことになつて居ります、愈々大學になつて御開校の曉には女子男子共に入學をさせることになつて居ることでありますから、何十人でも盛んに御出でになつたら皆御收容になることだらうと思つて居ります、唯問題になりましたのは、一つ弱りましたのは慶應及早稻田の豫科です、高等程度の高等學校に當ります豫科へ女子を入れたいと云ふ問題が起つた、此の問題だらうと思ひます、主として御話は……此交渉を後からどうなつたかと云ふ報告を聽きましたが、今日の規定ではどうも入學させることはむづかしいかも知れない、規定を變へたら宜いではないかと云ふ問題になつて居るのであります、唯此處でもう一つ殘つて居る問題は、丁度あの時代の年齡の男の子供と、女の子供と云ふと何んですけれども、生徒が、二つの年齡の似寄つた二十歳前後の書生が、毎日席を列べて二三年間やらすと云ふ、教授すると云ふことは良いか惡しいかと云ふ問題、是は日本だけでなく何處でも殘つて居る問題です、そこでそれだけはどうか止めて貰ひたい、さうすると女子の志願者は少ないから別に級を設けぬければならぬ、金が掛ると云ふ問題になる、と云ふやうなことで今中途半端になつて居りますそれならば先づ差當りの所、それでは豫科の方は止めやうと云ふことに申合せがなつたやうでありますが、今豫科の方は女子は收容せぬことになつて居ります、で私は變說した譯でも何でもありませぬで、どうかしてですね規則を變へて行けるものならば規則を變へても行くやうにしたい、級を別にして收容するならば收容する、唯二十歳前後の……理由を聽いて見ますと、一緒に二十人づゝ二三年もあの青春の生徒を教へると云ふことは、宜しいと云ふ考があるやも知れませぬが、私はまだ山脇さん程に進歩して居ないから分らぬかも知れませぬが、宜しいと意思は決定して居りませぬ、併ながら十分相談しまして、從來の行掛りも見なければなりませぬ、出來るだけ女子教育の程度を高めたいと云ふ熱心な希望を有つて居りますから、それだけ申上げて置きます。

○山脇玄君　ま一つ伺ひたい、農商務大臣の御說明に依りますと、職工組合は性質は宜しい、宜しいからして調査委員を設けて段々調査して、さうして、成案を作る積りである、斯う承はつて居ります、既に職工組合の性質と云ふものが宜しいとなりますと治安警察法の問題が起つて來る、職工組合が成立つと云ふことを助長する積りである、發達を妨げるものでないと云ふことになれば、治安警察法第十七條の煽動誘惑と云ふ所の文字、あの文字と云ふものは洵に圓滑自由の文字で、どうにでも適用し得る文字であります、我々共は脅迫とか普通刑法に當るものは構はぬ、煽動誘惑と云ふやうな、廣く解釋の出來るやうなものがあつては、折角唯今農商務大臣の言はれるやうに、本質を宜しいものとして、段々成長させやうと思召しても、一方に生殺の權を有つやうな法律の箇條があつては甚だあぶない、不安心であると云ふ考を有つ者であります、そこの調和をしなければいかぬものではあるまいか、どう云ふ農商務大臣の御考であるか、若し此職工組合を設けると云ふことになれば、治安警察法のさう云ふ成長を妨げるやうな文字を、削除することにする積りであるか否やと云ふことの御說明をもう一つ伺ひたい、今一つは勞働保險でありますが、是は前回に總理大臣に伺ひましたが、勞働保險と云ふものですが勞働保險法を御制定になるには、私共の考では殊更に調査委員を設けると云ふやうな、そんなまだるつこい手數を御執りになる必要はないと考へます、何故なれば既に故「ビスマーク」公の拵へた完全な獨逸の勞働保險がある、又其勞働法に倣つて英國の「ロイドジヨージ」が拵へた勞働保險、其他文明各國に皆例があるのは申すまでもありませぬ、疾病、負傷、癈疾などは東西の區別に依つて違ふものではないと思ふ日本人は體質が違ふから病氣も違ふと云ふこともあるまい、生理上の故障は別に差はない、唯勞働者の出す所の金額の歩合、事業者の出す歩合、政府の補助其金額の歩合には考慮を費さなければなりますまいけれども、其點に付て事々しく調査委員を設けると云ふやうなことは如何なものであるか、殊にですね、急施を要する問題である、どうしても勞働政策には勞働保險が一番それが保障になるものである、一刻も早く實施を希望したい、どうも現政府には限りませぬけれども、問題が起ると調査委員調査會を設られる、さうして濟む時分には問題は無くなる、少し言ひ過ぎるかも知れませぬけれども、是まで政府で調査委員を設けて作つたものは、一つも實行されたものはないと斷言して宜い位に思ふ、どうか勞働保險の如きは幾らでも最近の立法例がありますから、我國にも法制局と云ふ立法機關がある、其機關に御命じになつて御拵へになれば、調査委員とか云ふやうな手數を取らぬでも宜からうと思ひますが、其點に付て農商務大臣はどう云ふ御考であるか、どうしても調査委員を設けなければならぬと云ふことであるか、それを一つ伺ひたい、それから文部大臣にもう一つ伺ひたい、さうすると文部大臣は何ですか、現行は官立の高等學校に假令女子の志願者があつても入れられぬ、入れられぬのは現行の學校令に男子とあるから入れられないのである、其學校令を改正する積りだ、不都合だから女子の志願さへあれば入れるやうに改正する積りであると云ふ御考であるや、高等學校は唯今の御說明に依れば、御入れにならないと云ふ御話でありますか、もう一つはつきり伺ひたい。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君)　御答を致します、第一の勞働組合法でございますが、是は農商務に於きまし

て一通り案を拵へまして、さうして尚ほ重大なることでありますからして、之に付て尚各方面に於て組織されて居る委員に諮りまして、適當なる法を設けたいと云ふことでございます、其の組合法の制定されますものに於きましては、或は此十七條に於ても暴行脅迫、或は煽動、誘惑と云ふ如き行爲の者は矢張り此外に出るものであるか、勞働組合に依つて自身の目的を達する上に於きまして、又自身の權利を主張する上に於て、それ／＼組合法で、或は賃銀の要求、時間の短縮、或は教育の普及と云ふ如きことに付てはそれ／＼勞働者の爲に利益を得ると云ふことに於て起ることがあるならばそれは取除けるやうなことが起るであらうと信じます、それで是は其ものが起つて參りませぬと十七條の方は如何なる事ものものが起るかと云ふ事は此所で御答はし兼る譯であります、若し勞働法に於て勞働者の數、行動に於てそれ／＼自由を與へ、或は一方に束縛するものがあるならば、それと共に十七條の範圍外に於て行くと云ふやうなことが出來するであらうと思ひます、是はどうも其制定しまする方の決りに依て決めませぬと何とも御答はし兼ねます、それから勞働保險のことでございますが如何にも御尤もなことでございますが初め私が申しましたのは此勞働保險を尚ほ委員を設けて宜いか惡いかと云ふやうなことを調べると云ふ意味ではないので唯委員と申しましたのは其勞働組合の方でございまして、保險の方はもうそれ／＼實際に向うの方がどうである、斯うである、と云ふよりも我國に於て病人が幾らある、或はそれに付てどの位の年限に於て一體職工が出這入をするものか、又疾病はどうである、從つて惡いものが出て參りますからして、其實際に當ると云ふことに付て段々取調を要することがある、それで玆に勞働組合の善惡と云ふことを論ずるのではないのでありまして、唯それを實行しまする上に於て、それ／＼の調べを要しますからして、それで其方に掛ると云ふことを申上げました、丁度昨年も此案に付ては兩院より質問を受けまして、其當時に於て約初めは調べに付て三年位も掛らうかと云ふことでありましたけれども、是は經費の上に於ても色々考慮したことであります、今度は引換へまして成るべく早くする積りで案を出して居ることであります、何れ其時に於て是は又說明を申上げることに致します。

〔國務大臣中橋德五郎君演壇に登る〕

○國務大臣(中橋德五郎君)　唯今高等學校へは女子の入學を許さぬかと云ふことでありましたが、是は勅令でもう其通り……御承知の通りありますので、之を唯今變へると云ふ考は持つて居りませぬ、當分斯うやつて見ませぬと、此年來のものをさうするが宜いか、どうか餘程考へ物で、私は其所までまだ進歩して居りませぬ、唯一方に高等女學校令の改正を致し、先程申しました通り高等科を置き、是が丁度其趣旨になりはせぬか、それからして豫科へ行くなり、又大學に試驗を受けて這入るなり、大學も東北は第一になりましたが、早稻田、慶應、東京も多分さう云ふことになりますが、皆解放することに多分ならむと思ひます、さう致したいと私は希望を有つて居ります。

○議長(公爵德川家達君)　山脇君に御尋ね致しますが唯今總理大臣が出席されましたが、もう總理大臣からの答辯は不必要でございますか、或は御求めになりますか。

○山脇玄君　もう宜しい。

○議長(公爵德川家達君)　今日は段々時間も過ぎましたから、御異議がなければ是で延會いたしたいと存じます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　明日一日休會いたしまして明後二十九日開會いたします、本日は是で散會。

午後四時五十六分散會

○大正九年一月二十九日(木曜日)

午前十時二十八分開議

議事日程　第七號

第一　公爵毛利元昭君、公爵德大寺公弘君、公爵島津忠重君、公爵大山柏君、公爵德川圀順君、侯爵小松輝久君、伯爵堀田正恒君、子爵松平康民君、男爵古市公威君、男爵本多政以君、兒玉利國君、相馬哲平君、富永猿雄君請暇の件

第二　平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案(政府提出)　第一讀會

第三　右議案の審査を付託すへき特別委員の選擧

第四　貴族院規則改正の動議(侯爵德川[illegible]君外五名發議)　會議

○議長(公爵德川家達君)　一昨二十七日貴族院令第二條に依り議席に列せられました恒憲王殿下の御席次は、武彥王殿下の御次席と確定いたしました、其部屬を第四部に定めました、是より諸般の報告を致させます。

〔長書記官朗讀〕

恒憲王殿下

一昨二十七日貴族院令第二條に依り議席に列せらる

同日練習艦隊司令官より左の謝電を受領せり

國威を宣揚せる大戰の終局に當り御懇篤なる貴院の謝辭を辱ふし感激に堪へす部下一同を代表し深厚の謝意を表す

同日陸軍省より左の如く出征部隊の謝電ありたる旨の通牒を受領せり

第十二師團長發

當師團出征の勞に對し懇篤なる謝意を寄せられ一同感激に堪へす將來益々拮据勵精以て奉公の誠を致し貴院の期待に背かさらむことを期す玆に閣下將卒一同を代表し感謝の意を表す

第十六師團長發

貴衆兩院より我出征部隊に對し感謝狀を致されたる段感激に堪へす一同益々奮て大任を竭さむことを期す

第四師團長發

貴院の決議による丁重なる謝辭に對し部下一同を代表し深厚なる謝意を表す

同日可決したる議員折田彥市君に對する弔辭は即日之を贈れり

○議長(公爵德川家達君)　是より本日の會議を開きます、前日に引續きまして國務大臣の演說に對する質疑を許します、橋本辰二郎君。

〔橋本辰二郎君演壇に登る〕

○橋本辰二郎君　本員も物價の問題に關しまして政府の所信を聽きたいと云ふ一人でありました、併ながら此問題に付きましては、數日に亘つて論議應酬せられまして、大體に於て先づ其の要旨を盡したかの感がございます、併ながら政府の答辯にして、說いて詳かならざる點があるかのやうな感じが致します、此點に付きまして私は[illegible]拾ふと云ふ考の下に、極く[illegible]たいと思ふのであります、此場合に於きまして尚ほ一言を申述べて置く必要があるかと思ひます、それは當議會の質問の連續するに對しまして、政府の答辯が兩三日前より或人の言葉を借りて申しますれば、攻擊的答辯に涉ると云ふことでございますが、此點に付きましては政府の方では如何なる御考を有つて居られるか、是は私の忖度する限りではありませぬが此質問の連續すると云ふことに付きましては阪谷男爵も言及せられたことがありました、私に取りましては何も質問が續いたからと言つて、政府で御心配になる必要もなし、又政府の御不利ではない、寧ろ是は歡迎すべきことではあるまいかと私は考へるのであります、如何となれば我々日本人の性癖と致しまして苟も愛想の盡きたる者とは言葉を交はすも厭しとせぬのであります、然るに我々が政府に對しまして、質問を續發いたします所以のものは、孺子尚ほ敎ふべしと云へば誠に失禮に當りますけれども、其意は玆に在りと私は思ふのであります、我々に於きましては自己の是とする所を政府に御採擇を願ひ而して非とする所のものに付きましては、其政策を改めて貰ひまして、玆に國民生活の根本問題を解決いたしまして、御互に國利民福を圖りたいと云ふ趣旨に外ならぬと思ひます、況や議會に於きまして政府の施設に付て非難攻擊互に意見を交換するは是れ政治の進歩改良を促す常道である、そこで私は先日來、政府委員の御答辯の中には隨分質問者に對して禮を缺いたるやうなことがありましたが、是は總理より一應御注意あつて然るべしと思ふのであります併ながら私は原總理の御態度に對しましては實に敬服を拂つて居るのであります、原總理が悠揚たる態度を以ちまして幾多の質問に對しまして、諄々として御親切に說明せらるることは實に私等流石に帝國の大宰相たるに愧ぢずと感服いたしました、殊に八宗兼學三面六臂とも言ふべき、各省の所管に涉りまして自ら其矢面に立たれまして一々質問に應答せらるるに至りましては、其博識と宏才に私は實に驚嘆するのであります、然るに原總理は一昨日、攻擊は自由である、自由であるが片言隻句を捉へての攻擊は御免を蒙りたいと仰せになりました、是は如何にも御尤もであります、私も同感であります、併なが

ら從來、此片言隻句即ち擧足を取つて逆襲せらるるものは如何なる人が多かつたでございませうか、政府部内にも隨分此點に付きましては人後に落ちざる所の名士がありはしないかと私は疑ふのであります併し假令片言隻句に致しました所が、苟も其關係する所の重大なるものは取つて以て質問の骨子とするに何等不可はないと認めます、此點に付きまして政府の答辯の中の一二に付きまして、簡單なる御尋を致したいと思ふのであります、固より之は政府の御希望に綜合せぬと云ふことは是は致し方ない次第と思ひます、去る二十四日、仲小路氏の質問に對しまして原總理は、目下財政經濟調査會に於て食糧の根本問題を調査いたして居る、其中の米に對するものは略々成案を得て居る若しも此問題が解決が出來るものとしたならば、是までの樣に米が減少したり、或年は昂騰し或年は低落すると云ふやうなことはないやうに至ると云ふことを仰せになりました、之に對して仲小路氏は食糧の根本政策即ち最高最低の價格に付て相當の平準を保つと云ふことであらうと云ふことを仰せになりました、此國民主要食物たる米の最高最低の價格を定める必要は、本員亦昨春の豫算委員會に於きまして切言したことがございます、此點は若し斯う云ふことが出來ますれば本員の大に喜んで贊成する所でございますが、所が此食糧の最高最低を定めると云ふことは豫算審議の上に於きまして重大なる關係があると思ひます、例へば陸海軍又は司法省の所管内に於きまして、直接の關係があるのみならず、米なるものは總て物價の晴雨計となり、又是が指針となるものでございます、で米の問題を解決すると同時に總ての物價も之に隨伴するの傾向を持つものであります、大正九年度の豫算を見ますると物價騰貴に依る要求が約二億圓以上に上つて居るのであります、茲に於きまして、此食糧の根本政策が解決せらるると云へば、此點に付きましても十分なる影響を及ぼすことでありまするで、若し出來得ることであれば、此食糧の根本政策に關する一部なるものは豫算の審議前に御提案を願ひたいと思ふ、若し政府に於てまだ調査が未了であると云へば、未成品の儘でも差支ない、議會に提案されて議會と政府と、所謂和衷協同の下に於きまして之を審議いたしまして、完璧のものにすると云ふことも出來やうと思ふ、それで政府に於きまして、豫算審議前に此案を提出せらるるの御意思があるや否や、若し之を提出するのに不可なる事情がありとすれば、當議會中凡そ何時頃に之を御提案になると云ふ御見込であるかと云ふことを承りたいと思ひます、次に去る二十六日の江木千之君の質問に對して總理の御答になりました中に、綿布の輸出を禁止すると云ふことにすれば、此綿布を製造する原料は何所から來るか、是は盡く外國から輸入しなければならぬ、綿布の輸出を禁止すれば棉花が來なくなるではないかと云ふことを仰せになりました、尤も其中に種々な詳細に亙つた御說明もございましたが、綿布に對しましては右樣な風に承つて居ります、所が成程綿布は無論綿に依つて製造せらるることに違ひございませぬが、それでは綿絲はどうでございます、綿絲も矢張り均しく綿で拵へて居るのでありまするが、政府は先きに綿絲の輸出を禁止せられました、同じく綿で拵へまするものに於きまして、一は禁止しても綿の來ない處は無い、一は禁止すれば綿の來ないと云ふことは如何にも論理か合はないと考へます、のみならず此綿絲を禁止せられたる目的に付きましては、綿絲若くは綿布と云ふものは我が國民の日常缺くべからざる必需品である、是が騰貴に付ては相當なる制裁を加ふるの必要があると云はれまして綿絲だけを輸出を禁止せられたさうでございます、是か御說の通りに現に國民の大部分が苦しんで居りまする所の生活の困難に向つて一の緩和劑を投じたものと致しますれば、今日絲よりも寧ろ綿布の方は値段が高いのであります、製造者は絲で賣るよりも之を綿布として賣る方が遙に利益は大なるものと云ふて居ります、此高くて苦しんで居る綿布を其儘放任いたしまして單に綿絲のみを禁止せられましたる意思は、國民の生活の一部分に向つて緩和をしやうと云ふ御趣意と反するかのやうに私は考へるのでございます、況や綿絲を御禁止になりましても、是は盡く綿布となつて海外に出るのでございます、如何に前門を嚴しく御閉ぢになりましても後の門が開放せられて居りましては、此搦手よりどん／＼と物は出て行きませう、結局政府の御期待せらるる所の希望と云ふものは貫徹することが出來ないのでございます又總理は萬一綿布の製造を禁止したならば、是が製造に從事して居る所の工業者が破産に瀕しはしないかと云ふことを仰せになりました、或はさう云ふ者も中にはあるかも知れませぬ、併ながら、それはさまでの問題ではないかと思ひます、萬一綿布の輸出を禁止せられた場合に於きましては、此綿布製造者と云ふものは空しく破産に瀕するのを待つのでありませぬ、必ずや如何なる工夫如何なる研究を致しましても、織機を改善いたしまするか、又は他に一縷の活路を求めることは決して困難でなからうと思ひます、是は政府の當局者の御心配になるだけのことはあるまいかと我々は思ふのでございます、又此綿布なるものは此戰亂中に於て日本が歐米の輸出品と位置を換へて東洋各地に於て其地盤を開拓したのであるから、此地盤の擁護上より見ても之を禁止すると云ふことは、不利益であると云ふやうな御趣意の御話がございました、是も如何にも御尤ではありまするが、今日禁止致しましたからと云うて、直ちに其得意を永久に失ふと云ふことは、是は大に疑問であります、苟も斯の如き論法を以て致しましたならば歐洲の製品なるものは戰時中東洋に更に來なかつたのでありまするが、歐洲の品が永久東洋に來ないかと云へば決してさう云ふことはありませぬ、彼等が産業の狀態が平和の時代に復舊いたしますれば、必ずや捲土重來の勢を以て過去に於て自己が獨占したる所の市場の回復に向つて全力を傾注するであらうと信ずるのであります、全體商品には國境がありませぬ、精良な品にして價の廉なるものは天下に橫行することが出來るのであります、それで如何に戰時中の地盤を擁護しやうと云ふことを考へて居りましても、日本の品物は粗製である、且つ其の技術の不熟練よりして品物が惡いのみならず、生産費が高く付きましたならば、遠からずして市場より驅逐せらるることは明であります、それよりも寧ろ私は之を禁止いたしましたならば當業者は非常に苦んだ結果と致しまして、研究に研究を重ねまして、歐米の製品と競爭いたしまして之に打勝つだけの働をなすの道を與へ得らるる事であらうと私は思ふのでございます、それで此場合に於きましては禁止を致しました所が左程の私は大なる影響を當業者に與へると云ふ事はなからうかと云ふ事を思つて居ります、殊に今日國內の事情と致しまして之を禁止いたしまして生活の困難の一部を緩和しやうと云ふ必要がありとすれば、所謂此必要なるものは總てのものに超絕するのであります、又少數者の私益を犧牲に供しまして多數の便益を圖ると云ふことは是は政治の要諦として從來屢々各國に行はれたのであります、遠き例を引くにも及びませぬ、寺內內閣に於きまして、暴利取締令を布かれました、此暴利取締令を布かれました結果として、物價を釣上げて暴利を貪つて居つた人々は非常なる恐怖と戰慄を禁じ得なかつたことと信じます、之が爲に株式の如きものは非常なる暴落を致し經濟界は一時混亂狀態に陷りましたが、併ながら是も國民の生活の安定を期する上に必要ありとせば已むを得ざることであらうと思ひます、又船舶管理令を施行せられましたが爲に海運業者は一方ならざる打擊を蒙りました、是も生活上の安定を期すると云ふ目的の上に施行せられたるものとあれば當業者は其苦痛を忍んで多數の者の犧牲となつたのでございます、然るに今日綿布を禁じました所が併ながら其綿布を製造して居る者及び之を營業とする者は困難を感ずると云ひましても、是は其の共同生活の爲めに自己の犧牲になるも已むを得さるものとして諦める外なからうと思ひます、殊に我々が聞く所に依りますると、綿布の如きものは從來平和の時代に於きましては一梱が一圓若くは二圓位の極く薄利に過ぎなかつたものであると思ひます、然るに近來は如何でございませうか、紡績業者は三百五十圓乃至四百圓位で引取つたものを六百圓乃至六百五十圓、一梱に付て二百圓乃至三百圓の暴利を貪つて居るのであります、此結果と致しまして綿絲商の中には僅の時日、僅か一箇年に足らぬ間に於て五千萬圓若くは一億萬圓の暴利を貪り得た者があると云ふことでございます、殊に大阪に於て或る材木商の如きは自己の倉庫に在る材木を拂出して、之を以て綿絲を買占め、其騰貴を利用して巨萬の利益を得たと云ふことを聞きました、是等は暴利取締令に全く觸れぬでございませうか、如何なるものでございませうか、政府の御熟考を願ひたいと思ひます、それから政府は曩に綿絲の輸出を禁止すると同時に、又綿絲綿布の輸入關稅を撤廢されましたのでございまするが、是れが普通の時代でありましたならば、此の撤廢に依つて多少品物が日本に這入るかも知れませぬ、今日の狀況に於きましては關稅を撤廢した位で如何にして綿布や綿絲が日本に參りませうか、是等は名義は成程結構でございますが、其實は更に擧がらないのでございます所謂羊頭狗肉と

も云ふべきものではなからうかと思ひます、殊に近來輸出の傾向なるものは綿布は年々增加して、之れに反して綿絲の輸出は增加せざるのみならず減少の傾向にあると云ふことは總理大臣も十分御認めになつて居ります、然るに段々輸出の量が減じて其影響の少ない所の絲のみを御禁じになりました所が、是が物價調節の上にどう云ふ影響がございませうか、之に反しまして輸出が年々增して行く所の綿布は之を其儘放任いたしまして自由に輸出することの出來る途を其儘存して居ります、是では到底目的を御達しになると云ふことは無論出來なからうと思ひます寧ろ是は逆に輸出の量の多いものを禁止せられて、少ないものを其の儘捨置かれるが當然であるのである、然るに斯の如き反對の行動を執られたと云ふことに付きましては、所謂調節に關して十分なる御誠意がないではなからうか、又は徹底したる所の手段を御執りになることを御見合せになつたのではなからうかと我々は疑はざるを得ないのでございます、のみならず先程申上げました通り絲や綿布に依りまして數千萬圓の暴富をなした者がありました、而して之を製造する會社に於きましては四割五割若くは六割も配當をなしたるのみならず、社内に保留する金額も殆ど之に等しきものを持つて居るのでございます、此一方に於きましては生活に非常なる壓迫を受ける所の幾多の中產階級がありまするのに、之を何とか調節をすると云ふことは當然政府に於きましてなさらねばならぬ所の事柄ではなからうかと本員は感ずるのでございます、そこで政府に於きまして眞實に國民の必需品たる所の其綿絲綿布を國民の希望に應ずるが如き點まで引下げて、其生活の困難の幾分を緩和しやうと云ふ御精神がありましたならば綿絲綿布は全部御禁止になつたが宜からうと思ひます、之を御禁止になる所の御考があるかどうかと云ふことをもう一度承りたいと思ひます、私は徒らに資本家に媚びるを以て能とせずして、國民多數の困難を救濟するに向つて政府は尙ほ一層勇氣ある英斷をせられむことを希望するのでございます、其點に付きまして總理の御考を拜聽いたしたいと思ひます次に私は農商務大臣に一言御尋いたしたいと思ひます、農商務大臣は去る二十四日でございましたか、仲小路氏の質問に御答になりました中に、外米輸入に關しまして、此外米なるものは當初より政府が管理令を適用して全部自ら輸入したると、關稅を撤廢して商人の採算的輸入に一任して其行詰つたる折柄政府が之を輸入したると、孰れが宜しかつたか、其得失は疑問であると云ふことを仰せになつたやうに私は思ひます、尤も農商務大臣の御話は隨分廻りくどくございましたが、要旨はそれであつたと思ひます、是は私は實に明白なる事實である、疑もなき失敗である、失策であつたと考へるのでございます、農商務大臣が自己の職責上强辯以て之を辯護せらるると云はば尙ほ恕すべし、若し眞實に左樣な御考を持つてやられるものとすれば實に是は危險千萬と私は思ひます、此先き長く國務を御一任する上に於きまして實に憂慮に堪へぬと私は思ふのでございます凡そ人は自己の過誤を覺えず、又過ちありとするも頑冥以て其非を掩はんとするより危險なることは無いのでありまするが、溫厚なる農相にしてさう云ふ御考を持つて居らうと云ふことは思ひませぬが、私は此點に付て大に疑惑を懷きまする關係上、此場合に於きまして一言を費すことは決して無用でないと云ふことを信ずるのでございます、全體政府は輸入稅を撤廢さへすれば幾多の米穀商は悉く外米輸入に手を著け、而して外米は恰も水の低きに就くが如く各稅關の埠頭には山を築くかのやうに思召されるか知りませぬが、是は實に私から申すのは失禮でありまするが短見にして且つ淺墓なる御考であつたと思ひます、是は宜しく時機を御覽になるのが宜いのでございます、是が寺内内閣の時代でございましたならば或はさう云ふ事が行はれたかも測り難いのでございます、此點に付きまして私は寺内内閣の管理令にも全然贊成ではありませぬ又大隈内閣の米に對する政策の如きは拙劣中の拙劣であつたと本員は認めるのであります、此外米輸入稅を撤廢いたしまして商人の輸入に委ねましたる時は如何なる時でありましたか、約五箇年に亘る所の歐洲戰亂中、破竹の勢を以て到る所を席捲して居りましたる所の獨逸は漸く其勢が狹ばまりまして退却に次ぐに退却を以てし將に聯合軍は伯林に侵入せむとする如き折柄であつたのであります、遠からずして降服的休戰條約が結ばれたのでありますが、管理令を前々年より適用せられました結果と致しまして米を扱ふ所の商人の其數を限られて居ります、一般の米穀商は長らくの間外米の輸入に付きまして手を染めぬ關係上、從來の取引先との關係を持續すること能はず、輸入に付ては何等の準備も無かつたのであります、其準備をします上に付きましても相當なる時日を要するのみならず、休戰期に入りまして經濟界は將に混亂の狀態に陷りまして人々皆一大恐怖に襲はれて居りました皆商人と云ふものは此際に於きましては實に戰々兢々と致しまして警戒に次ぐに警戒を以て致しまして唯蹉跌せぬことを祈つて居りました折柄でございます、斯う云ふ時に於きまして僅の關稅撤廢ぐらゐに誘はれまして何人か思惑を立てる人がありませうか況や一石二圓五十錢の關稅は米價の安い時に於きましては隨分是は人の好奇心を惹起すの動機となることがありませうが、既に米價が段々騰貴いたしてからは其影響は極く聊なものであります、斯う云ふことに御氣の付かれぬと云ふことは我々は寔に申しやうが無いと考へるのであります、斯う云ふ經濟界の下に於きまして外米に手を染めやうと云ふものは餘程其道の經驗家若くは辣腕家でなければ出來ないのであります、而して是等の經驗を有し非常なる敏腕を有する人と云ふものは決して無暗に米を多量に輸入して而して米價の下落を招いて自分に損をすると云ふやうなことは決してやりませぬ、又そんな愚を企てるやうなことに當初から手を染めないのでございます、それで斯う云ふ人々は彼等は多年の經驗と智識とを利用いたしまして、内地の米價に影響の及ばない範圍内に於きまして少量の外米を輸入するのでございます、從ひまして此事は米の調節の上に全く沒交渉で何等の効果も奏しないのであります、併し是は斯う云ふ事柄は政府の御希望に副ふか否やと云ふことは私は知りませぬ、さう致しまして此人々が小心翼々として執り來つた所の少量の輸入などが尙且つ内地の米價の騰貴を之を抑制するの効があつたのであります、此點を特に申上げて置きます、大正七年十一月に於きまする米の指數なるものが三百三十八でありましたが、大正八年四月の指數は三百三十二でありまして、殆んど相違がないのであります、尤も其間全然靜止の狀態にあつたのでありませぬ、幾分の波瀾のあつたことは勿論でありまするが大體に於きまして其傾向を保つことが出來たのであります、爰で大に考へなければならぬことは此商人が手加減を以て損失を招かざる程度に於ける所の少量づつの輸入すら尙ほ能く米價の騰貴の勢を抑制する効果があつたとしたならば、若し政府が自ら多量の外米を一時に輸入いたしますると云ふことになりましたならば、其効果と云ふものは實に驚くべきもののであつたらうと思ひます、實に米價の騰貴を抑制するのみならず之を下落に導きまして、國民を安堵せしめ之に隨伴せしめ、國民生活の不安を除去することを得たと思ひます、現内閣に於きましては此位な道理を御知りにならぬ御方はありますまい、此位な見易き事理を解せざる所の譯は無いのであります、而して之を御知りになつて爲さぬとすれば其間何かの事情があるではなからうかと云ふことを本員は疑はざるを得ないのであります、全體大正八年に於ける所の米の不足を生ずると云ふ事は是は疑なき數でありまして我々は其際の米價調節の最良方法としては政府が自ら管理令を適用して多量の外米を一時に輸入するが良いと云ふことを勸告したことでございます、其時に政府に於きましては米は價の問題でなく量の問題である、自分には十分なる確信があるから國民は宜しく政府を信賴して安心して可なりと仰せられた、是は總理の御話でありました、茲に於きまして我々斯の如き樂觀を有する所の政府は他日必ず臍を噬むの悔を貽すではなからうかと云ふことを嘆息いたしたのでありますが、此我々の嘆息が中つたか否やと云ふことは諸公の御判斷に委せます、且つ政府は動もすれば斯の如きことを言ひます、政府は多量の米を輸入すると云ふことが外間に洩るれば產地に非常な影響を及ぼして價格を騰貴する、斯う云ふことを仰せになりまするが、苟も思惑を立て事をする者は俺は斯う云ふことをするぞと云ふことを豫め報告する者がどこにありませうか、政府は如何に事理に暗きにもせよ、斯の如きことをなさらぬであらうと信ずるのであります、況や私等の見る所に依れば現内閣は物價の調節に向つてこそ放縱放漫と云ふ非難を受けまするけれども、事柄自體に依りましては、實に吾人の敬服措かざるほど細心周到至らざるなき御注意を拂はれ、端倪する能はざる程の敏捷を以て著々實効を收められつつあることもあるのであります、斯の如き手腕を有する所の内閣が祕密の内に外米の買付を遂行すると云ふことは私は易々たる業ではなかつたかと信ずるのであります、然るに種々な言辭を設けられまして、是をなさざりし理由と云ふことの存在を、私は實に怪む次第でありま

す、米は昨年に於きまして四月中と思ひます、日本の御用商人が香港に於て買付けてあつた所の七萬噸約五十萬石のものが英國に轉賣せられたと云ふことは今後日本は外米の輸入は打切つたと云ふやうな謠言が一般に行はれたと云ふことであります、是は無論無根の謠言でありますが、併し是は人心が食糧問題に付きまして非常に過敏になつて居るから、所謂風聲鶴唳にも驚く折柄でありますから、此謠言が動機となりまして、米は非常に高くなりました、之と同時に産地に於きまする所の不作の結果として買付の非常に困難を生じたのであります、玆で政府は大に周章狼狽いたしまして、俄に閣議を開いて管理令の適用を決定せられたものと見えまして、曾ては冷笑を以て迎へたる所の外米輸入を御自分が御やりになりました、けれども此時は既に時機が遲くれて産地は不作の結果と致しまして、輸出に對する餘裕と云ふものは極く少ないのみならず、其母國の需要と云ふものが急を告げるものがありました、買付は日に増し困難に陷つたのでございます、遂には輸出と云ふものは産地に於きましては禁止せられましたそこで政府は此際に强ひて買付けやうと焦れば焦るほど、産地に於きましては價格が騰貴するのであります、其結果輸出免狀を有つて居る所の商人の即ち免許狀なるものは、人より人に轉々いたされまして遂に原價の三倍四倍五倍と云ふやうな値段になつたのであります、是れは畢竟政府が餘り焦りました結果として、彼の商人より足下を見透かされて飜弄せられた結果ではなからうかと私は思ひまする、若しも政府に致しまして當初より外米の輸入に即ち大正七年の冬に於きまして、著手せられたならば、玆に非常に割安なる米を輸入することが出來まして、米價の調節の効を奏するのみならず、延いて以て一般物價の騰貴を抑制しまして、此生活に對する所の國民の不安を一掃することを得ましたのみならず、國庫にも少しも損害も及ぼさなかつたと私は思ふのであります、然るに政府の政策を誤つた結果と致しまして、國庫には百萬の損害を及ぼし爾後引續きまして物價の騰貴の影響と致しまして不祥なる事故の發生を促しましたのは、實に我々の痛歎措かざる所であります世間傳ふる所に依りますれば政友會所屬の代議士中には只管米の騰貴を希望せられまして、米價調節に對して手を下さんとする政府の施設を牽制したりと御自慢をなさる者があると云ふことです、而して昨年に行はれました所の府縣會の總選擧に當りまして、政友會の末社連中は到る處に米價の高いのは我黨の御蔭である、農民は之に向つて感謝せざるべからずと云ふことを、到る處に演説を致しまして、農家の歡心を收攬したと云ふことも聞いて居ります、政府は常に米の問題は價の問題に非ずして量の問題と仰せになる所から推測いたしますれば、政府は米は如何に高くなつても構はない、唯食糧に事を缺かなければ宜しいではないかと云ふ御意思ではなからうかと本員は解釋するのでございます、若しも果してそれが眞意でありと致しましたならば、政府は陽に調節を裝うて、陰に其騰貴を希望せられまして、唯其米價騰貴の趨勢を抑止せざる程度に於きまして、應急策を講ぜられたのではなからうかと思ふ、俗てこそ何等効果なく時候遲れの對策を御執りになつたのではなからうかと思ふのであります、若しもさうでありと致しましたならば、國庫に幾多の損害を及ぼしますけれども、是は致方がない、若しも其事柄が國民の福祉と併行いたしましたならば宜しいのであります、又米價を如何に騰貴せしむるのも是も宜しい、唯國民生活の安定を脅かしまして危險なる思想の發生し防止ずることが出來ましたならば、それで宜しいのであります、けれども事か悉く非に致しまして、不幸なることが爾後續發いたしまするのは、眞に吾人の遺憾に堪へざる所であります全體物價を計るの尺度と云ふものは勿論貨幣であります、併ながら物價の騰落に付きましては種々の原因もありと雖も、米價なるものは往々にして他の物價の晴雨計となり、又之を支配するの力があるのであります、勞銀の如きも亦然りであります、古來我國勞働者の賃銀と云ふものは、米三升を以て標準としてあると云ふことを聞いて居りまする、米價が他の物價及勞銀を支配するの事實は、之を遠きに求むる必要がありませぬ、最近の例を以ちまして之を證明することが出來ます、玆に數字を申上げまするが大正七年十一月の米の指數と、大正八年五月の指數とは其間大差のなかつたと云ふことは前きに申上げた通りであります、所が此同一期間に於きまする所の一般重要物價の指數を見ますると、之が不思議にも大正七年十一月と、大正八年五月とは符合して居ります、どちらも二百七十八であります、玆に於きまして米の價格にさまでの變動のない場合に於ては一般の物價にも左までの變動でないと云ふことの結論に到著することが出來るのであります、是は何時も此通りに行はれると云ふのではありませぬけれども、昨年に於きまする所の狀況は確に是であつたと斷定するのであります、而して昨年五月に米は非常に暴騰いたしますや、其翌月に其影響は直ちに一般物價も波及したのであります、五月に二百七十八であつた所の一般物價の指數は、六月には二百九十五に昂騰したのであります、而して米は七月に四百五十六になりますれば、一般物價も亦之に伴ひまして二百九十五のものが、八月には三百二十四になりました、斯くて米と一般物價とは雁行の、狀態を取りまして十二月には遂に米は四百六十二となり一般物價も亦三百八十一となりまして、五月以來雙方とも約四割の昂騰を來したのであります、是は米價が今日の一般物價を如何に支配し、是が騰落の誘因であつたと云ふことを證明するに足ると私は信ずるのであります、物價が米價の昂騰に誘導せられまして、而して其騰貴の程度が底止する所を知らぬやうになりましたので一般俸給若くは日給に衣食する者が非常に生活上の脅威と恐慌を來したのであります、遂に其生活の困難に堪へ兼ねまして、昨年七月より勞働者階級は漸次不安の狀態を呈したのでありまして遂に罷工怠業と云ふことが各所に續發いたしまして勞銀の引上を絶叫いたしたのであります、而して是等勞働者一たび勞銀の引上の運動を開始して凱歌を奏するや、彼等は其味を忘れること能はずして、現在の賃銀に滿足せず之を再三再四繰返したのであります、一方かを考へますれば物價は段々騰貴いたしまして、是は又無理からぬ點もあるのでありますが是が爲に遂に歐羅巴、亞米利加に見ることか出來ずして、單に本邦獨特の美點たるところの資本家と勞働者間の溫情、協調と云ふことを根本から破壞し去つたのであります、此の點は實に私は將來憂ふべき禍根を貽したものと信ずるのであります、加之嚴肅なる官紀の下に國務に從事する所の官吏も亦、生活の壓迫に堪へ兼ねて遂に增俸增給を要求するに至つたのであります、中產階級に及ぼしましたところの一般生活上の不安は延いて危險思想を誘發するところの動機となりはしないかと私は考へまするかと同時に、將來不祥なる、寒心すべき所の事態を惹起するの動機が玆に伏在はしないかと憂ふるのであります若しも他日不幸に致しまして彼の戰慄すべき所の過激思想が全國に瀰蔓いたしまして、收拾することの出來ない慘狀を現すことがありましたならば、斯の如き事は私は絶無と信じまするが、萬一斯の如きことがありましたならば、物價調節に放漫なりし所の現內閣は全く其責を免るゝことが出來ぬと私は信じます、玆に於きまして私は政府が何故に外米の輸入を自ら一昨年の冬に於て決行せざりしかと云ふこと併せて昨年の五月以來管理令の適用の下に輸入されました米は何程賣拂はれて、而して其殘米は幾らであるか、而して其殘りたるものを現在の時價を以て賣拂かれましたならば、此の管理令に依る所の全部の國庫の損失額は幾許の額に達するかと云ふ其金額を承りたい、同時に政府の管理令の下に專ら政府の御用を務めた所の御用商人の氏名と、及之に與へたる手數料の總額をも承りたい思ひます、而して又政府が非常に御困りの餘りに外米の買入れに非常に急き込まれて、殆ど他を顧みるの遑なきに乘じて、產地に於ける外米商連と通謀いたしまして、一種の奸策を弄して其の間に私利を營んだ者がなかつたであらうか、どうかと云ふことを御調査になつて居るや否やと云ふことを承りたい、私は如上述べ來つた所に依りまして、政府の外米輸入と云ふものは失敗であつたと云ふことを攻擊は致しまするが、農商務大臣は豫ねて一般の物價、就中米價のことに付きましては一通りならざる心配になつて居らつしやつたと云ふことを認めまする、それで此物價若くは米の問題に付きましては相應の御對策を御有ちになつたことゝ思ひまするが、何かの事情に依つて御自分の自信が行はれなかつたではなからうかと、私は善意を以て解釋いたしまして、農商務に對しまして同情を表するものであります。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 橋本君に御答いたしまするが御演說の最初の部分は政府に御注意になつたやうでありますが、政府が攻擊的態度でも取つたかの如く御感じになつたと見えまして、其點の御注意がありまするが、政府は固より御質問に答へるのでありますから、何等攻擊的意思はないのであります、其意のある所を諒したいと考へます、御質問中には……各位の御質問の中には極めて穩かなる言葉を以ての

御尋もありまするが、中には隨分手酷しき御言葉もあります、承る方に取りましては甚だ面白からぬ感じも起りまするけれども、さう云ふことを以て爭ふ意思は私はないのであります、決して攻擊的或は罵倒するやうなる言葉などを用ゐたことは毛頭私にはないのであります、今後も注意を致しませうが、さう云ふことを致した積りはないのであります、それから此米の問題、財政經濟調査會で成案を得て居るらしいから、豫算審議中にも提出いたしたら・・假令未熟でも出したら宜からうと云ふやうな御望みでございますが、此のことに付きましては詳しく其狀態を申して置く方が宜からうと考へます、米の問題と云ふものは數年間に亘つて居りまするが、之に付て應急の策と根本的の政策とは別々に考へなければならぬ、應急の策は米が不足いたせば其不足を補ふ色々の施設を致さなければならぬので、所謂焦眉の急になりますが、國家根本の米の政策と云ふことは焦眉の急に應じたら是れで確定すると云ふものではない無論ないのでありますから、根本的に調査を致さなければならぬので、それに依つて昨年財政經濟調査會を設けまして、之には種々の案件を諮問いたして居る、尙將來に於ても是等の力に依つて根本的財政經濟の基礎を立てたいと考へて居りますが、他は姑く措きまして、米のことに付て諮問いたした趣意と云ふのは斯う云ふのであります、米が或時は米價騰貴を致して騰貴の爲に大騷ぎを致す、或時は下落いたして下落の爲に騷ぎをすると云ふやうなことばかりに沒頭して、焦眉の急にばかり追はれて居つては根本の政策を立てられないではないか、元來日本の米がどれだけあれば日本の需要を充すのであるか、近年の狀態を見るのに豐作と雖も輸入を致さなければ不足するのであります、數年前にあつては三千萬石臺の米であつても輸入をして居つたので、近年に至つては五千萬石臺の米を產出しても輸入をしなければならぬ、是は人口增加の結果もあり又今まで米を食せざる者も米を食すると云ふやうな結果にもあり、又一面には生活の向上いたしたと云ふやうなこともあらう、兎にも角にも三千石臺で輸出をしたものが五千萬石臺になつても輸入する、斯う云ふやうな狀況では日本の米と云ふものの所謂自給自足が出來ないのぢやないか、金がありさへすれば他國より米を買つて來さへすれば宜いと云ふやうな淺薄なる議論もありますけれども、さうは參らぬ、他國の米を目的と致し他國より糧食を仰いで國の安全を保たうと云ふことは容易ならぬことで、私の喋々の辯を要せぬ、之が爲に糧食を輸入しなければならぬ所の國は非常な海軍の擴張を致すとか、植民地を所々に造るとか、大なる計畫を致さなければ糧食の安定は出來ぬやうなことである、日本に於ても漸次左樣な境遇に陷りましては甚だ困つたことゝ考へます、そこで平時に在つても米を輸入すると云ふことは甚だ喜ばしくないのである、之が爲に數千萬圓の金を費さなければならぬのは不利益である、又或國より輸入せむとしても其國の豐凶に依つて十分の輸入が出來ないのである、近年は他國に於ても米を需要することが多くなつたので、或は輸出を禁止いたし、或は輸出を制限し、之が爲に輸入に甚だ不便を感ずるのみならず、其價は非常に騰貴し、今日では日本の倍の價格を產地に於て持つて居る狀態でありますから、金があれば輸入が出來ると云ふやうなことは甚だ淺薄なる議論で、さう云ふことを賴みに糧食問題は解決は出來ない、故に又一朝事あるときは……假令安全に米が外國より輸入して需要を充たし得るとしても、一朝事が起つたときは、糧食に極めて不安を感ぜざるを得ない、是等のことを考へると、實に糧食問題に付ては前途寒心に堪へない、故に此根本問題を定めたい、根本問題を定めると申せばどれだけ日本に米が產出すれば宜しいのであるかと云ふことを極めなければならぬ、他國より米を仰がずして行けるのはどれだけあれば宜しいかと云ふことを考へなければならぬ、朝鮮臺灣よりも多少輸入は致しますけれども、是は領內のことでありますが、兎に角彼此を通じて考へて日本の糧食と云ふものは何程あれば宜しいかと云ふ根本を決めなければならぬ、何程あれば宜しいと云ふ根本が決りましたならば、今日の耕地で澤山であるか否やと云ふことを考へなければならぬ、どう考へましても今日の日本の耕地だけでは米の產額は足らぬと考へなければならぬが其數字は明でないから、それを調査しなければならぬ、米がどれだけなければならぬ、而して尙ほ耕地は是だけなければならぬと云ふことが確定いたしたならば、豫て開墾助成法等に依つて奬勵を致し、今回の議會に此金の增額も請求いたして居りますけれども、兎も角之に應ずるだけの開墾を致さなければならぬ、あらゆる方法を以て開墾いたさなければならぬ、此開墾に付ての方法も色々ありませうし、又一概に耕地を殖やすと云ふことは單純にも申されぬ耕地はどう云ふ方法で殖えるのか、大農を多くすれば宜しいのか、小農を多くすれば宜しいかと云ふことも考へなければならぬ、近年の狀況では、どうしても小農を多く致さなければいけまいと考へます、大農固より宜いのでありますけれども、是等のことも根本的に調査いたしませぬければ、開墾必要なりと致してどれだけのものを開墾すれば宜しいと考へても、之に應ずる手段は色々なければならぬのである、而して幸にして糧食は充實したと申しても豐作になれば米價が下落いたし、米價が下落いたせば農民が困難をする、故に此米が溢れて困難をする場合にはどうすれば宜いか、是も考へなければならぬ、豐作の場合、不作の場合、大凶作は別と致しまして豐凶に應じて行くには、或は常平倉などの類が宜しくはないかと、唯だ考に浮ぶのであります、古い制度ではありますけれども、各藩に於て實驗上恐く常平倉などの制度も採つたであらうと思ひますから、今日日本全體を引括めて元の藩に比して考へて見れば、矢張り是等のことも攻究すべき案の一つと思ふのであります、是等のことを十分に調査して、將來糧食の安全糧食の充實を圖りたいのであるから、此根本の政策を一つ調査をするが宜しからうと云ふことで財政經濟調査會に私は諮問いたして詳しく其意味を說明いたした、之に依つて財政經濟調査會に於ては特別委員を設けまして又特別委員の外に更に臨時委員、是等の途に明るい人々を集めまして臨時委員を組織いたして專門的に米の問題を調査いたしました、此調査が先達つて仲小路君に御答いたしたやうにし略々此特別委員の調査は結了を告げかけたのであります、總て其方法は決りましても之に要する費用は調査未了であります、如何なる名案がありましても、金錢に構はぬことならばどう云ふ案も立つとは云ふものでありますけれども、矢張り國力も考へなければならぬ、財政の事情も考へなければならぬから、果して糧食の根本方針を立てるとすればどれだけの金を要するのであるか、之に要する費用を調べなければならぬ、今此費用を調べて居る、方法が立ち費用が調ばれば始めて財政經濟調査會の總會に付しまして相當なる審議を致し、其結果が纏りますれば或は此法案中には[illegible]だけでは出來るものもありませうけれども、[illegible]なければならぬことは必ずあるこ[illegible]故に此法案の纏ることを急いで居る、所が[illegible]問題は數多の調査書はあります、[illegible]委員會も設けて農商務省に於て調べたものもありますさうなものがありますから他の諸問題よりは早く此委員會の審査が結了する傾を持つて居るのであります、即ち特別委員の調査も之に要する費用を除くの外調べが略々付いたと云ふことも是等の基礎になるべき種種の調査があつたからであります、故に割合に外のものより早く此調査は結了いたさうと思ひますから成るべく之を進めまして今期議會に御協贊を得るものがあるとすれば御協贊を得るやうな手段を取りたい、斯う云ふ積りで政府は今頻りに此を取急がせて居るのであります果して政府の希望通りに特別委員の審査が結了いたし財政經濟調査會に於て確定いたした案を得ましたならば早速にも議會に提出いたし御協贊を得たいと考へます、而して是が確定いたしましたならば初めて日本に於ける糧食問題の根本政策は確立するであらう、之に依つて初めて安心を得るであらうと考へるのであります、斯樣な狀態であると云ふことを御承知を願ひたい、從つて未熟なる案を取急いで豫算總會……豫算の結了前に提出すると云ふやうなことは出來ませぬけれども、政府は成るべく速かに確定案を得て之を議會に提出いたしたいと考へて居るのであります、それから綿絲綿布のことに付て段々御尋があつた、是は農商務大臣が御答へした方が私よりも詳しく御答へすることが出來ると思ひます、併ながら私に答辯せよと云ふ御請求でありましたから大體申して置きますが、此事柄に付ては緊急勅令の承諾案を議會に提出いたしてあります、此案の御審査の折には尙ほ更に詳しく述べる機會を得ませうと思ひます、併し綿絲を止めて綿布の輸出を制限いたさないのは宜しくないぢやないか唯それだけを承りますれば甚だ適當のやうにも聞こへるのであります、併し私は茲に詳しく申さぬでも絲には種類がある、二十手であるとか何とか云ふ種類がある、綿絲の輸出を止めますれば、此綿絲が內地の需要に變り得るのであります、綿布の輸出を止めました所で直ちに內地の需要には變はらぬのであります、絲の方は輸出を止めますれば內地の需要に

變る、多少價も下りましたが、綿布の方は元輸出向に造るのであります、即ち二億でありましたが、數字ははつきりしませぬが、さう云ふ巨額に達したと云ふのは輸出向のものであります、輸出向のものを止めた所が直ぐに內地の需要に變じないのであります、それ故に綿布の輸出を將來に於て絕對に於て止めないと云ふ次第では無論ありませぬ、それは緩急宜しきを得、其時機に依つては輸出を止めなければならぬこともありませうと思ひますが、絕對に將來の綿布の輸出を禁止しないことはありませぬけれども、昨年に於いて禁止せざる理由は、之を止めました所で直ちに內地の需要には變じないのであります內地の價を調節するが爲に輸出を止める譯には參らぬ、綿布は……さうして此綿布が大層なる額に上つて輸出を致したと云ふことは橋本君も言はるやうに歐洲の戰爭の結果として他國の綿布が是まで廣まつて居つた區域に對して、他國に於て輸出が出來ませぬ時機に於て、日本の品物がどん／＼輸出せられたのでありますから、販路が非常に廣まつて巨額の輸出をするやうになつたのであります、此輸出をするやうになつたのは永久に販路を止めることはあるまいと云ふ話でありますが、（永久と云ふことは兎に角別問題でありますが、此日本の販路が外國品の缺乏に乘じて非常に販路が廣がりましたが、併し他國に於ても段々工業が恢復いたしましたならば、或は此販路を元のやうに驅逐されぬでも、餘程の影響を受けやしないかと心配するのであります、それを殊更に輸出を止めまして、此廣まつた所の販路を一切止めて仕舞つて、他國の供給に任せると云ふことは國家として容易に出來ないことであります、故に政府は綿絲の輸出を禁止したと同時に、綿布の輸出を其時に禁止しなかつた理由はそれであります、又此綿布を製造いたすが爲に、內地に於ては機業は非常に廣つたのであります、御承知の通り幅も大きくなり外國の需要を充すやうになつた、日本に於ても幾分需要されるかも知れませぬが、需要も段々廣つて其設備も多くなつて居ります、是も實は一朝禁止しましたならば、忽ち倒產をしなければなるまいと思ひます、之を倒產せしめて尙ほ忍ぶべしと致しましても、其品物が直ちに內地の需要に變ずればまだしも變ずることが出來ないとしますれば、唯倒產せしめるのも甚だ面白くないと思ひます又御承知のやうに日本の綿の產額と云ふものは極めて少ない、殊に是れが今日盛んに輸出されて居る所の輸出向に適する綿の性質でもありませぬ、故に綿絲綿布の如き……綿布は殊にさうでありますが、皆外國の原料であります、亞米利加印度等の原料を以つて製するのであります、是れは內地に產する綿でありましたならば、輸出を止めれば販路を失ふにしても、國家の不利益があると致しましても、內地だけは價格が下落しまして需要者が滿足すると云ふ結果になりませう假令供給者が倒產いたすことがありとしても、兎に角需要者だけは滿足いたしませうが、是は內地の產出でありませぬ故に輸出を禁止しますれば當然原料となる所の綿の輸入が極めて少くなる、一小部分の內地の需要を充すことが出來るのは當然でありますが、輸出の出來ないのに、大に綿を輸入すると云ふことは有り得べからざる理窟であります、此事情を申したのであります、それ故に當時にあつて綿絲の輸出を禁止して、綿布の輸出は止めなかつたのであります、今後に於て狀況の如何に依つては之を止めると云ふ次第もありませうが、先づ今日迄は左樣なる必要は見ないのであります、而して又綿布の輸入を許したのはどう云ふ譯か、是は價格に依つては輸入の途を開いて置くと云ふことは宜しいのであります、果して輸入し得るや否やは分りませぬが、價格が騰貴すれば段々日本に輸入して參るのであります綿にしても綿布にしても、先達て既に日本でも盛んに騰貴いたしましたが、此頃は大分下りましたが、騰貴最中には亞米利加、英吉利邊りから持つて來ても引合ひはしないかと申したことがあつた、故に內地の價格を下げやうと致したならば輸入は許さなければならぬ、是等の事情よりして、左樣なる處置を取つたのであります、是だけは私から御答へして置きます、尙ほ詳細の事は農商務大臣其他の者に依つて御答へしますが、大體左樣であります、是で私の御答へ致すのは盡きて居りますが、併しさつきの御話の中に政友會の者は米の調節を妨げて得々として何か言つて居る者があると云ふやうな御話もありましたが、地方などでは米の騰貴して居るのは政友會の力であると云ふことを誇つて演說した者があると云ふことでありますが、多數の黨員の中には左樣なることを申す者がないとは、私は申しませぬが、併し地方に在つて縣會等の狀況を見ますれば、區民の投票を得る爲には單り政友會のみならず他の黨派の者も、農民に利益を供すると云ふやうな演說を誰でも致すのであります、是は選擧場裡の常であります單り政友會のみを御咎めになるのは少し無理なことであると思ひます、序でながら少し辯じて置きます

〔橋本辰二郎君發言の許可を求む〕

○議長（公爵德川家達君）　橋本君何ですか。

○橋本辰二郎君　唯今の總理大臣の御答辯に付きまして、一寸申上げたい點があります。

○議長（公爵德川家達君）　前回の續きですか。

○橋本辰二郎君　前回の續きであります。

○議長（公爵德川家達君）　宜しうございます。

○橋本辰二郎君　それでは申します、唯今の總理大臣が私の演說に對しまして御親切なる御答辯を與へられたことを感謝いたします、それと同時に綿布輸出に付きましては、輸出綿布なるものは主として、外國向きであつて、內地の需要に適せざるものであるから、之を禁じた所が、內地の綿布の價格には何等影響は及ぼさない、又其需要にも適しない、斯う云ふ御話でありましたが、是は如何にも、一應御尤のやうに聞きます、私もさう思ひますが、若し輸出綿絲を禁止いたしましたならば、此輸出綿布に使用して居つた所の綿絲なるものは茲に餘裕を生ずる、此餘裕なるものが一般綿絲の價格の調節に向つて重要なる關係が茲に生ずるのでございます、そこで唯今仰せになりました言葉は、綿絲の價格を引下げて日常の生活の必需品たる所の絲の價格を調節しやうと云ふ御目的であるとせば、必ず此綿布も同一に禁止しなければならぬと云ふ必要が茲に起ると云ふことを、茲に御承知にならなければならない、繰返して申しますれば、綿布其物は直ちに內地の需要に不適なるにもせよ、之に用ふる所の絲の如きものは轉じて內地の需要品に用ひられる茲に初めて綿絲も下がる、又綿布も下落するの端緒を開くものであると云ふことを申上げて置きます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君）　其事に付きましては重ねて申す必要もありませぬけれども、私の申したことはもう少し詳しく申さぬければ、御了解を得ないか知れませぬが、綿絲即ち絲、絲には色々太さに種類がありますから、綿布、織物にする絲の太さと、綿絲に用ふる絲の太さとは違ふのであります、故に綿絲の輸出禁止を致しますれば、內地の需要は多少充たします、綿絲に致すべき……綿布に致すべき絲は直ちに內地の需要に變じない、併し是は、物は總て程度の問題であります、綿布の輸出を止めて、一切一分も內地の需要を充たさないさう云ふ次第ではないそれは幾らか變ることが出來ます、出來ますけれども、一時之れを中止いたして綿布に之を仕上げて輸出を止めたら外に此絲の行き場がございませぬから一時的に何かに此原料を襲して賣りませうから、一時的には內地に多少の何かになりまするか知らぬが何かになつて內地綿類に影響いたしませう、併しそれが爲には全部外國に於ける販路を失はなければなりませぬから、此利害を比較して見ますれば、一時的に原料が內地に溢れて、何かの需要を充たすと云ふことを取るか、海外に於ける廣き販路を失ふことを覺悟するか、色々斯う云ふ點を考察いたしますれば、政府としては假に綿布の輸出を禁じて一時的內地に何かに潤ひを生ずると云ふことは國家の將來の爲に得策ならずと思ふのであります、綿絲綿布の、絲の種類の違ふと云ふことだけを根本に御考を願ひます。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣（山本達雄君）　去んぬる二十四日でありましたか、私が仲小路君の御質問に御答いたしましたる其時に於きまして、政府が外米を買付けるに於て、直ちに此管理令を布いて、さうして買はなかつた、それが爲に酷いことに容易ならぬ金を費したと云ふことに付きましては、私は成程さうも言へませうが、又此ものに付ては果してそれが損であつたか得であつたかと云ふことは、一つの疑問として居りますと云ふことを申述べたのでございます、然るに何やら牽強附會或は事を構へて、さうして其非を飾る如く如何にも誠實にない如く御話になるのでございますが、何か此事に付ては私の申述べたことが徹底せずして、さう云ふ御疑が起つたのではないかと思ふのでございまするからして、尙ほ重ねて其事を申述べる必要が生じたのでございますが、御承知の如く前內閣に於て外米管理令を以て買入れましたる時に於ては、貿易商人の米の輸入を一切禁じたのであります、假令損得如何に依つても、是は政府が買入れる故に、商人の手では外米を自ら買入れることは相成らぬ、斯う云ふことになつた、さう云ふこ

とてありまして、政府に於ては大正七年の四月より手を著けまして三百二十萬石餘の外米を買ひましたが尙ほ之に付きまして御承知の米價に非常な騰貴を來たして、さうして各地に於て不穩の狀態を起したと云ふことがあつたのであります、然るに今の內閣が此米の方針を採りまするに付ては、どうも其時に算盤に依つて見ますと云ふと、日本の米と外國の米の價、之を較べて見まして運賃手數料其他利子總てのものを差引いて見て十分に商人の手で這入り得ると云ふ其時の相場であつたのであります、そこでありまする故に是は政府が自ら之を管理令で以て買ふよりも、却つて關稅其他の途に於て政府が貿易商の手で入れ安くした方が却つて宜からうと云ふことに相成りまして、そこで貿易商に自由に輸入することを許したのであります、而して此議會に於ても、度々御答へ申した通りに先づ四五百萬石の米は不足であります、成るべく商人の手で入れて算盤が合はなくなつて、どうしても政府が買はなければならぬと云ふ時期が來たらば、政府で買ふと云ふ決心でありまして、此間に付ては物資の不足のないやうに致します、其ことに付ては如何なることを以てもすると云ふ覺悟をして居るのでございますと云ふことを、度々御答をしたのであります、而して政府は之を爲すのに當つて二十四日にも申述べた如く、五百四十幾萬と云ふ米が七年の十一月より八年の十月に亘つて這入りました、其中に於て四百萬餘は商人の手で自由に這入つて參りました、併し其這入つて來たのが、次々述べる如く五十萬なり六十萬なりと云ふ石高を以て這入つて來たが、五月時分に至つて米が外に於て高くなつて來て商人の手で這入らなくなりました、それ故政府は此上端境期までは米を要する故に、それに不足として感じて居るだけのものを取入れる道を講ずると云ふことで、五月の末よりそれに掛りまして六月より實施をしたのであります、而して其數は百二十何萬石取入れた、斯う云ふことを申したのであります、そこで其所に至つて、若し初めの通りに管理令を布いて、さうして之をやつて居りましたならば、商賣人が自ら買入れて來た其四百餘萬石も、政府が買はなければならぬと云ふことになる、其所で是が果して(五月までに皆買入れるかどうかと云ふと、何れの時に於ても五月ばかりでなく六月、七月、八月より外國米の商ひもあり、又輸入も是までであつて居るのであります、其所でそれには方の方の思ふ通り必ず五百萬石なら五百萬、四百萬なら四百萬石要る、故にそれを直ちに安い間に買つて置くと云ふ、さうなかく簡單には參らぬのでありまして、矢張り政府は買つて居つても民間で行くよりは或は其間に付て……又民間と競り合つて高いものを買ふと云ふことも起る譯で、そこで百二十萬と云ふ米を買ふ、それより損をするものを皆買つて、五百四十何萬石を買つて、さうして之を日本の相當なる價で賣捌いたならば、何しろ數が多いことでございますからして、是は少ない百餘萬石のものに依つて損をするものと、五百何十萬のものとの其高より勘定して見ると云ふと、必しもそれは利益であつたと云ふことは甚だ申兼ねる、疑問のことでありますと云ふことを私は申したのであります、又是は言葉を飾るのでもありませず、今と雖もさう思ふのでございます、それに付きまして是は何故さう言ふかと云へば、其時の相場、又產地の事情、色色なることを以て綜合して見ませぬと是は唯抽象的に、いや其方が宜かつた惡かつたと云ふことを言うて見た所が、甚だ捕捉する所を知らぬ所でございますからして、之に付きましては尙ほ其時の事情などを再び御問ひに依つて調べもし御答することに致します、それが唯此間申しましたることであります、而して此間に付ては色々不正なことでもありはしないかと云ふ如き御疑もあつたのでございまするが、政府に於てはさう云ふことは斷じてないと確信して居るのでございます、それぐ監督を以てさうしてやらして居るのでございますからしてそれは御懸念の要らないことゝ思つて居ります、而して米の買入れましたる高及幾らで賣つて幾らの損をしたかと云ふことでありますが、丁度買入れましたる高が是まで外國外國と言つて居りましたが、某國に於ての又米も這入つて居りました、それは私は國を此所で申述べることは御免を蒙りますが、實際に總ての今日までに入れましたる高が、百五十八萬八千四百四十五石になつて居る、此中で政府が既に時價を標準として賣却いたしましたる高が百零四萬九千六百零三石、是だけを是まで賣却いたしました、尙ほ殘つて居ります數が五十三萬八千八百四十一石、是だけが今日殘つて居る高であります、而して此百零四萬九千六百零三石と云ふものに付て賣却いたしまして、其買入れた價と賣却いたしましたる其價と、總ての諸掛りを差引きまして、政府の損失に歸しまする高が三千三百三十一萬四千六百八十七圓と云ふものに今日まで相成つて居ります、而して後の五十三萬八千幾らと云ふものは、是は今日政府に於て蓄へて居るのでございますからして、此ものは此後に如何なる價に依つて賣るか、其時の時價を標準と致して參ることであるからして、是は御答は致し難いことであります、それから指定商人に如何なるものにしたかと云ふ御問であります、第一に三井物產會社之を大體の主なるものとしてさうして買入をさせましたのであります、第二には岩井商店、是でございまして、此二つのものより多く買入れましたが、併し其時に於て他の商人に於ても茲に米が幾らある、幾らで取れる、買へると云ふやうなことがありました時に於て、他の商人とも話を致しましてさうして取入れることに致しましたのでございます、其三井に於て幾らのものを扱つて居るか、斯う云ひますと初め申しましたるものに付て、三井物產會社を主として其他より買入れましたる數とそれから岩井商店に於て補給を與へましたる數と云ふものは詳しく此にありますが、唯其金錢の損の出た數を申しまするに、初めには三千三百幾らの中で二千六百七十六萬餘が三井の方になつて居ります、三井其他でありますが、先づ大體三井になつて居りまして、其際岩井商店より差損として拂ひましたものが六百五十四萬五千百五十八萬餘圓と云ふことに相成つて居ります實際は斯う云ふことになつて居りますが、尙ほ御答に付きまして足らぬときは再び申上げます。

○議長(公爵徳川家達君) 休憩を致します。

午後零時十二分休憩

午後一時四十三分開議

○議長(公爵徳川家達君) 是より午前に繼續いたして、會議を開きます。

〔橋本辰二郎君發言の許可を求む〕

○議長(公爵徳川家達君) 橋本君はどう云ふことですか。

○橋本辰二郎君 私は農商務大臣の御答の足りないと云ふことに付て、一言御答辯を得たいと思ひますが、農商務大臣は御差支がございますか。

○議長(公爵徳川家達君) 農商務大臣は未だ出席がございませぬから、出席があつた後に願ひたいと思ひます。

○橋本辰二郎君 それではさう云ふことに留保いたして置きます。

〔矢口長右衛門君演壇に登る〕

○矢口長右衛門君 本員が質問せんと致しまする問題は帝國鐵道問題に關したことでございます、是までの質問者中に此事に言及されて居りまして、又是に對する相當の主務大臣等の御答がありまして、我我の意を得たものならば、私は此問題を半ばにして撤回するも差支ないと思つて居りまして、然れども未だ此問題に付て何等の論究がございませぬから、茲に一言の質問を致す積りでございます、で本員が第一に問はなければならぬと云ふことは、何が故に鐵道院に於ては專任總裁を置かざるやと云ふのが、私の問はんとする問題でございます、御承知の如く今日帝國鐵道の哩數と云ふものは、朝鮮滿洲を除いても既に六千哩以上に達して居る、而して此爲に屬する所の人員は、十四萬と云ふ大多數を擁して居るやうな實狀である、又此上まだ非常に發展もすると云ふ斯う云ふ狀況に方つて、何が故に政府に於ては專任總裁を置かざるやと云ふのが、甚だ本員の解せざる所でございます、勿論私は現總裁を以て不適任なりと云ふの意にはあらず、過去の經歷に徵しまして適任なることは承知いたして居りますけれども、人の能力と云ふものには限りがある、如何に總裁にして明敏なる所の人でありと雖も、一方に內務と云ふ重大なる責任を有つて居つて、而して又他に斯う云ふことを統轄すると云ふやうなことは不可能である、統一と云ふことが出來るとした所で、十分に果して一から十まで出來るかどうかと云ふやうなことは、道理としてなかく容易でないと云ふ斷定が下だります、又本員は何故專任總裁を置かざるやと云ふのが、甚だ即ち疑問に堪へないのであります、又是に一例を取らんか、院內に於ても不統一と云ふやうなことはどうも免かれない、本員は實に鐵道院に參つて其內情を伺ふのに、聊か統一と云ふことに付ては缺けては、居まいかと云ふ念慮が起ります、現に或一方の局の如きは傲然として雄を一方に構へ、人民が陳情若くは請願と云ふやうな時に方つて、傲慢無禮なる態度を以て是に接すると云ふが如きことは決して是け少くない事實である、斯う云ふことは何が故に起るや所謂一家の主人公とも云ふべき所の

總裁が、常に家に居らないと云ふのが、必ず其一原因を爲し居るだらうと思ひます、單りそればかりでなく或は員の數に求めましても、亦決してさう云ふ類例と云ふものは少なくないと思ひます、又政府の調査の上から云つてどうであるか、前申上げました如く、幾らかさう云ふ缺點と云ふものが起り易いと云ふことは、理數に於て免かれぬことであると思ひます、尙又茲に一つ問はんとする所は輸送力は非常に不十分である、是亦滿天下の人は既に知つて居る現に是は實地に就て例を引いて見るが、非常な貨物が澁滯して居る、輸送力が甚だ不十分である、一例を取つて見ますれば、彼の石炭の如きはどうであるか需要者は高いと云ふが爲に非常な困難をして居る而して山へ行つて見ると、山には堆積してあつて出すことが出來ない、出すには出されず而して一方には非常に需要者に於ては高いものを買つて居ると云ふ實情になつて居る、單り物價調節はいろ〳〵法令に於てのみすべきものならんや、斯の如き輸送力と云ふものを完成にすると云ふことは、確に物價を調節する上に付て重大なる關係があると信ずるのである、で、此輸送力の不十分を以て單り之を總裁の罪に……所謂專任總裁を置かぬと云ふことの罪に歸するのは甚だ酷である譯ではあるけれども、確に其一因をなして居ると云ふことは、少くとも其責任があると云ふことを私は信ずるのであります、斯う云ふ理由から申して、只だ本員は鐵道院總裁をして專任と云ふものを置かぬと云ふことは、どうも解することが出來ぬのでございます、先般回付になりました特別會計參照を見ますると云ふと、鐵道と云ふものが這入つて居りますが、此上政府に於ては此鐵道院を改め、鐵道省にする、斯う云ふ御考かも知れませぬ、併ながら徒らに院と云ふものを省に改めたばかりで矢張り專任大臣を置かないで、唯兼攝せしめると云ふだけでは何等の效果がなくなつて仕舞ふ、其邊に對する所の當局大臣の考は如何であるか、それを本員は是非伺ひたいのでございます、本員は決して鐵道院に對して何等の深怨あるものにあらず、どうか帝國鐵道をして十分完全なる發達を期せしめたい、斯う云ふ念慮に外なりませぬ、十分之に對して徹底的の御答辯を願ひます

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 唯今の御質問に御答を致しますが、何故專任の總裁を置かぬと云ふ御質問の一箇條でありますが、是は表向きから申せば政府の都合であると御答辯するの外ありませぬけれども、左樣なる表面的ばかりでなく此に申せば何等鐵道院總裁を內務大臣が兼任いたして居りました所で差支は少しもない、事情に於て……是は今日始めて斯う云ふ新例の行はれた譯でなく、或は遞信大臣が兼任いたし或は內務大臣が兼任いたして何回も斯樣なることで繰返して居ります、それは即ち適任なる人が之を兼任いたしますれば、何等差支はなく事務は運ぶのであります、故に總裁が兼任であるが故に鐵道事務がどう云ふ影響を受けて居ると云ふやうなる事實はないのであります、何等差支へなく運行いたして居るのであります、殊に現に兼任いたして居る內務大臣は前に專任鐵道院總裁でもありまする、旁々以て此點は差支へがなく運行を致して居るのでありますが併ながら專任總裁を置く置かぬのことは、其人さへ得れば差支はありませぬけれども、鐵道の事業と云ふものは御承知の如く鐵道國有以來非常なる發達を致しました、各省の事業と見合せましても殆ど其匹敵するものを見ないやうなる發達を致したのであります、此に於て私は寧ろ是は鐵道省を設けまして獨立の一省と致す方が最も將來の發展に便利であらうと考へて其計畫を立てて、豫算に於ても其意味を以て編成いたして居るのであります、將來鐵道の事業は尙ほ此上にも建設改良に力を盡さなければなりませぬから、此に於て獨立の省と致さうとまで考へて居るのであります、現に貨物が停滯を致して輸送云々と云ふことでありまするが、是も序ながら私から御答を致して便宜しいのでありますが、鐵道は今日力のあらむ限り輸送力あらむ限り輸送を致して居るのであります、唯奈何せむ人に於ても貨物に於ても、近來經濟界の發展に從ひまして非常なる增加であります、中々是は全力を盡して鐵道院の役員が居りますけれども運び切らぬ程の貨物であるのであります、決して此間に怠慢もなければ、何等輸送は餘りあるのに輸送せずに居るやうなる事實は更にないのであります、奈何せむ、非常なる增加と云ふことでありますさて此增加に對して外の事ならば直ちに應急の手段を……處置を執ることは差支ないのでありますけれども、鐵道は建設は申すに及ばす改良いたすと云つても急速には改良は出來ませぬ、相當なる年月を要するのであります、故に鐵道院特別會計の財力の許す範圍、並に一方經濟界の事情の許す範圍に於て、出來得る限り建設改良を力めて居るのであります、力めて居りまするが、中々俄に增加いたして參る所のものには應じ切れないのであります、而して又御承知の通り鐵道は際限なく貨物を運ぶことは機關車の牽引力又「レール」の力、それ是れを考へ、又相當の時を置かなければ引續き陸續發車は出來ない、限ある力を以て殆ど限りなく增加すると申して宜しき、さう云ふ輸送には應じ切れぬのであります、殊に船舶が不足いたして船に積むべきものも鐵道に依る傾を生じて居るのでありまして、尙更以て其間に鐵道は運び切れぬ狀態であるのであります、是は決して鐵道院總裁が兼任で有る無いのには拘らぬのであります、實際の狀況が左樣であるのであります、此事情は委しく說明を致しませぬでも一見して分る狀態で今日居ります、尙ほ併し是より以上の說明を御希望でありますれば、其狀態に付ては鐵道院總裁が說明を致して宜しいのであります大體是で御了解を得るだらうと思ひます。

○矢口長右衛門君 唯今總理大臣は本員の質問の中に(聽取し難し)省を置くと云ふことは確かにもう是は運びになつて居りますか、省のことは姑く措いて問はぬ、本員は鐵道をして將來十分の發達を期せば省を置く、專任大臣を置く而して必ず之を置く、斯う云ふ御考でありますか、それを判然と御答を願ひます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 鐵道院を省にする希望は改めて申すまでもなく公の事實であります、併しながら官制は今日尙ほ樞密院の調査に屬して居りまして、未だ發表せられませぬ、政府の意思を御尋でありますれば、政府は省を置く積りで居りまして、官制改革に起草を致し、豫算も其意味を以て編成を致して居るのであります。

○橋本辰二郎君 農商務大臣の御答辯にちよつと足りない點がありましたが、之に付てちよつと御伺したいと思ひます、先程の農商務大臣の御答辯に依りまして其一端を伺ひましても私の所信の誤らざることを確め得たるを喜ぶものでありますが、まだ御答の足りなかつた點は手數料の總額は幾何であるやと云ふことを御尋ねしましたが、此點に付きまして未だ御答がないのであります、それと同時に三井及岩井の手に依つて輸入したものゝ損失の總額は承ることを得ましたが、此兩店に於て取扱ひましたる石數は未だ承りませぬでありました、之を承りたいのであります、それと同時に百餘萬石に對する損失より推算いたしますれば全部の損害は約五千萬圓と承知いたして宜しうございますか、此點を御伺ひ致したいのであります。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君) 唯今御質問の三井物產會社其外の米の仕拂ひました、手數料の總額でございますが、唯今其調べの持合せがありませぬ故に、後から御手許に差上げることに致します、唯一體の手數料としましては前內閣の時分に於ては一石七十錢と記憶して居りますが、此度は五十錢で以て手數は請負はせることに致したのであります、併し其總額に於ては今申上げる通りに此處に數字の持合せがありませぬ。

〔上山滿之進君演壇に登る〕

○上山滿之進君 數日に亙りましての質問應答に依りまして段々政府の見られる所を明にすることを得ましたが、一二の點に付きまして私の尙ほ懷いて居る疑問を述べて總理大臣及農商務大臣の御答辯を得たいと考へます、私は物價調節の必要を急切に感ずる一人でございます、さうして之を調節する方法は確にあると云ふことを確信する者でございます、唯調節すると云ふ意氣込の强い弱いに依つて結果が違つて來るやうに考へるのでございます、段々の質問應答に依りまして政府は物價調節の必要を認められて居ると云ふことが極めて明になりました、唯其認めて御居でになる程度が私共の考へて居ることゝどれだけか差異があるやうに窺はれるのでありますそこで私の質問いたしまする要旨は物價調節を必要とする理由とでも申しませうか、調節をしなければならぬと云ふ必要の程度に付て、調節をする必要なる原因に付て政府の御所見を伺ひたいのであります政府は目下物價騰貴に苦しんで居る者は國民の一部分である、それは主として都會に住んで居る、地方には誠に少い、農村は極めて繁榮をして居ると云ふやうな風に私は伺ひました、私の見たる所に依りますれば聊か相違がございます、成程米が高い故に農村の繁榮をして居ることは事實であります、併なが

ら農村には種々の階級が御承知の通りありまして、大體に於て申せば農家の中で中農の階級に屬する者の大多數は今日の物價騰貴に苦んで居る者であると私は思ふのでございます、私の了解し承知して居ります種々の事實も之を說明いたします、又道理に於ても然かるべき筈と私は考へます、中農の人は澤山に賣るべき米を有つて居ないのであります、併ながら自家の生活を維持する爲に自己の生産せざる物に澤山に商人の手から買はなければならぬ、立場に居ります、其買ふ品物は皆非常に高いのであります、所が是が小作人の階級に屬する者でありますと景氣が宜しければ自ら自分の勞働を鬻いで收入を得ることが出來ますから、割合に宜しうございますが、此中農の階級に屬する人には自分の家柄自分の顏とか云ふことからして、自分の勞力を賣ると云ふことの出來ない立場にあります、若し之をしないと云ふならばしないのである、出來ないのではないしないのであると云ふことならば、それは非常に殘忍酷薄なる批評であると考へます、さう云ふ人々は、或は上州とか或は信州とか云ふ養蠶の非常に盛な地方は別と致しまして、さうでない方面は米は高いが自分の賣るべき分量は少ない、米を賣て之に換へて自分の買はなければならない品物は高いと云ふことからして、目下の物價騰貴に付て餘程苦んで居ると云ふことは、道理から云つても事實から云つても、誤りないやうに私は考へるのであります、元々國民の一部分が苦むのであるから、物價なぞは調節してもしないでも宜いと云ふことは、是は成立たない論でありまして、又政府もさう云ふことは勿論仰つしやらぬので、矢張り調節をしなければならぬと云ふ事を御確信になつて居るやうであります、併ながら其物價騰貴の爲に苦んで居る者は國民の少數であるか、多數ならざるも半ば、或は過半であると云ふ事に依つて、物價調節の必要なる程度が餘ほど違つて來る、自ら局に當られる諸公の意氣込が、此間に強い弱いの差を甚だしく生ずると私は考へるのでございます、そこで私は第一御尋ね申したいのは、私は目下の物價騰貴に苦しむ者は都會に於ける一部分の者に非ずして農村に於ける中農階級に屬する大部分は困つて居るものと私は考へますが、如何でございませうか、さうでない、私の考へまするここことは是は間違つて居ると云ふことでございますならば、政府には相當な材料を御持ちになつて居ることと考へますから、どうぞ其材料に依つて私が若し誤つて居るならば、私の誤を御正し下されば誠に仕合の至でございます、次に伺ひたいのは、先づ目下の物價騰貴に國民が苦んで居る目下の狀態を如何にして救ふかと云ふことは先づ別にして於きまして此將來のことを考へますると、今日に於ては大に物價調節の方策を實行しなければならぬやうに私共考へるのであります、前に質問をされました諸君から此點に付ては段々御述になつて居りますから、精しいことは此場合に蛇足を添へることは致しませぬ、極簡單に申上げます、現在の此經濟狀態は歐羅巴の大戰に伴ふ非常に異例であると云ふことは、是は誰も爭のないことであります、此變態の經濟は、遠からざる將來に於て平靜に復すべき運命を持つて居ると云ふことは、是は當然であらうと思ふのであります、其平靜に復せむとする途中に於て私共は此經濟社會に非常に恐るべき恐慌を起さざるを得ぬと思ふのであります、經濟社會に恐慌を起こす結果は多數の失業者を生ずると云ふことになるのであります、又誠に景氣好くして居ります地方の大農の階級に屬する人々は、一朝株式の暴落に際會した時は目も當てられない慘狀に陷るであらうと私は思ふのであります、是等の色々は好ましからざる現象が集りまして、其所で今日現に御互に大に憂へて居る思想の不安、思想の不安の氣分が一層の力を以て澎湃として我が帝國の空を蔽ふと云ふことになるであらうと思ふ、是こそ誠に憂慮に堪へない事柄であると考へます、其後に申しました色々な事柄からして、非常に我國家社會を不安に陷れると云ふ思想は之を別と致しまして、先づ別と致しまして其前に申しました、何れ一度は經濟社會が非常な困難に陷り、或は「パニック」と云ふ程度の恐るべきことになるかも知れぬと思ふのであります、是は私は今日より是非とも有ゆる方法を以て避けなければならないと思ひます、で其時に起つて來る慘めなる狀態を緩和しやうと云ふ策は、今日に於て漸次に不景氣になるやうな政策を取つて、早く不景氣を誘ふので、謂はゞ濟崩しに此恐慌を無くしてしまふと云ふより外に平易なる方法は無いやうに考へるのでございますが、此點に付て政府は如何やうに御考へになつて居られませうかと云ふことの御教を受けたいと思ふのであります、此二點は總理大臣の御說明を煩はしたいと考へます、今一つ米のことに付きまして農商務大臣に伺ひたいのでございます、伺ひまする要點は、大正八年はまあどうにか、斯うにか米の問題が濟みましたが、大正九年の米の問題はどう云ふやうになさる御考でございませうかと云ふことに歸著するのでございます、少し碎きませぬと質問の意味は分りませぬから、暫く說明を足すことの御許しを願ひたい、大正七年の末から大正八年の始にかけまして、大正八年は米の不足の爲に餘程苦んだ、政府は何とかして戴きたいと云ふことの議が方々にございました、又議院でも憂ひ多數の……或は全部の諸君が同じうせられたのでございます、之に對して政府は具體的に言はれない、併ながら大丈夫心配はないから安心をするやうにと云ふ御言葉で遂に其前の議會は濟みました、其時はどう云ふ方法を懷いて御出でになるか、實は伺ふことが出來ないのでございましたが、其後に私は其輪廓を了解することを得たのであります、是ならば成程大丈夫だらうと云ふ風に實は考へて居りました所が、誠に遺憾千萬なる成行の爲に、折角日本の商人が外國に於て買付けて居りました米が、昨年の三四月の間に於て七十萬石許り他へ轉賣をせられたのであります、日本に這入るべき運命を有つて居つたのが這入ることが出來ないやうになつたのでございます是は確な事實でございます、具體的に擧げて此壇上で申すことは私止めます、併ながら多分政府も否認はされないであらうと思ふ、總體私は過去の遣口に付て彼是批評をすることは公の席に於て、殊に斯の如き壇上に於て承許することは好みませぬ、唯將來良くやつて戴くことのみを希望するのでございまして、唯今斯く申す所以は將來に付て希望する所がございます故に、其意味を明にする必要上、過去に付て述べなければなりませぬ、質問の爲に必要なる範圍にまで過去のことを止めて置きますから、詳しいことは此場合は避けます、若し其米が當初の豫定通りまだ內地に這入ることが出來ましたならば、政府が昨年夏以來非常な御苦勞で輸入せられました百數十萬石、半ば苦患を免れることが出來たと私は考へるのでございます、それで大正九年はどうであらうかと云ふことを考へて見ますと、私の見る所に依りますれば本年に於て矢張り四百萬石ばかりの外米を輸入しなければ、價の問題に非ずして量の意味に於て國民經濟が立たないやうに考へるのでございます、[illegible]輸入すると云ふことは、今年輸入すると云ふことは[illegible]今日之を考へるのは既に遅いので、[illegible]に外米の輸入の方法と云ふものを[illegible]ればならぬ、是れは[illegible]も濟んで[illegible]月になりますと、丁度昨年と同じ苦勞をして、[illegible]して其[illegible]が少いと云ふことに陷るので、殊に此の場合に於て此の點を御尋ねいたしたいと思ふので、私の承知いたして居りますところでは、商人なぞと云ふことは、利益を得る目的を以てして居ることでございまするから、內地が米が騰がれば這入つて來ますけれども、下がる傾を持つと這入らないと云ふことは是れは當然の話で、それから尚ほ外米に付きましては之れを取扱ふ經驗を持つた人は非常に少ないので、即ち外米を取扱ふと云ふことに付きましては、それを扱ふ經驗のある人から非常に危險を感ずるので、そこで向ふで買付を致しましてから、殆ど毎日のやうに鞘を見て轉賣をされて居る、日本に這入りました米では、それを當初內地で買付けられて神戶に這入つて來るまでの間に、數十人の持主が變つて居る是が外米の實相でございます、斯の如き狀態でございますから、外米を確實に是だけ十分の量を入れやうとすれば、政府が如何なる方法かを以て相當な方法を御定めになりませぬと誠に危險千萬である、昨年でも米が騰がる間は這入つて來ましたけれども、ちよつと四月の上旬頃に下向になりました所が、扨て買付が非常に危險を感じて其時多量の米を折角買つたものを、私は亞米利加と聞いて居りますが亞米利加に轉賣したと云ふことを事實聞いて居る、そこで今年はどう云ふ風にして、米の分量の問題を我々に安心をさせて戴けまするのでございませうか、どうか出來ますならば具體的に、成るべく具體的に御政策の全般を御示を願ひたいと思ふので、是だけが私の質問であります、最後に念の爲に質問の要領を繰返します、第一、政府は農家中の中產階級の大部分が物價騰貴に苦しむの事實を認めざるや、之を認めざれば其根據を示されたし、第二、將來襲來すべき經濟界及一般社會の慘害を緩和せんには、今日に於て漸次に不景氣を誘ふの方法を執るの必要ありと認む、政府の所見如何、第三は本年の米供給に關し政府に成竹有るべし、其大要如何、私は何にも政府を攻擊する因緣も持つて居りませぬし又同時に辯護

すべき行掛りも持つて居りませぬ、殊に新しく議員になりまして少し僣越と考へながら、それをも忍んで此に立ちました譯に、此問題に付ては誠に深く憂慮を懷くが故でござります、何も他意はござりませぬので、どうか御深切に御說明を伺ひたいと考へます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 唯今上山君より御質問のありました一二、即ち私より御答へ致すべきことを簡單に申さうと思ふのでありますが、農家の中產階級の困難いたして居ることを、認むるや否やと云ふやうな第一の御趣意でございまして、之に付きましては先般來私の申述べた趣意を一應此に繰返へさざるを得ぬのでありまするが、私の申しました趣意は物價騰貴の爲に困難を致して居ると云ふ、概括したる議論では其眞相を知り兼ねる場合が多いのであります等しく物價騰貴の爲に困難を致して居ると申すものの、地方と都會とは狀況を異にして居るのであります、斯う云ふ趣意を述べたのであります、而して其困難致して居る者は中產階級に多いのである、斯う云ふやうに申したのであります、決して私の趣意は此議場に於ては誤解はありますまいけれども、世間では物價騰貴の爲に困難して居る者は少數であると政府は認めて、少數であるが故に放任しても構はぬと政府が云つて居るやうに申す者もありますけれどもさう云ふ趣意は無論ないのであります、併し如何に見ましても地方と都會との狀態の異なる事は爭ふべからざる事實であります、從つて同じ中產階級で困難して居る者ありと致しましても何處の方面に多く居るのであるか斯樣に申せば都會に多いのである都會も大都會に多いので、故に之に對する相當なる處置を執るのは一般的の施設の外に此困難を致して居る中產階級の一番澤山居る大都會に向つて、社會政策を徹底的に行ふ必要がある、斯う云ふ趣意を申した、地方の人でも農家に於ても盡く潤うて居る譯では無論ありますまい、中產階級の人は困つて居る者も多々ありませう、斯う云ふ問題は總て程度の問題でありまするから、都會に比すれば是は少からう苦痛も亦多くあるまいと云ふ風に比較的に存するのであります、何處にも概括して申せば中產階級に困る人がありませうと存じます、唯、地方の農家に至りますれば農家の中產階級は米を多く持つて居れば米を賣る、是は高いから宜しいけれども買ふ品が高いから困難する、斯う云ふ譯でありますが、都會にありましては其賣るべき米は無くして買ふ方の米である、故に物價騰貴の爲に困難する者は都會に多い地方はまだ賣る物があるから宜いのでありまするが都會には賣る物はあらずして買ふ物でありますから一層困難する、斯う云ふ狀態を申したのであります固より地方にありましては賣る品は高かれと望みませう、買ふ品は安かれと望みませう、買ふ物が高いが爲に困難を釀す者もありませう、是は一家の經濟に取りましても比較的に、賣つて取る金よりも買うて拂ふ金が多ければ一家の經濟は困難に陷るのでありますから、地方にはさう云ふ狀態の者は幾らもあると云ふことを推察するに難からぬのであります唯之を數字を以て現はすと云ふことは何人も困難なことであります、數字を以て現はさずして唯達觀して申せば、唯今申す通り地方と都會と異なる、而もそれは大農、中農、小農で狀態が異なる、階級で申しても上級、中級、下級で區別があるのであります決して地方の農家の中產階級は困つて居らぬとは私は申さぬのであります、併し比較を申しますと都會の人より困つて居りますまいと推測することが出來得るだけの話である、何とか是は相當の途を攻究しなければならぬと政府は考へて居りますのは、是等各方面に亙つて實地に適切なる方法を攻究したいものと思ひまして、都會はどうであるか、どの階級はどうであるかと云ふことを段々攻究の中に入れて、其處置を執ることを力めて居るのであります、第二は將來經濟界が必ず不景氣が來るのであらうと推測せざるを得ぬのであるから、急激に不景氣の來ないやうに、漸次に今日より不景氣にならしむるやうな方針を執る方が、將來に備ふる途ぢやなからうかと云ふ意見でありますが、御尤な次第で、言ふ迄もなく經濟界は大變一時景氣が好くなり或は不景氣になり、不景氣の極點が復た景氣が好くなる、斯う云ふ風に繰返へすのが經濟界の常であります、今日の經濟界の繁盛と云ふことは何時までも繼續は致されぬのでありませう、それは議論のないことでありますから私の屢々申したことで、外國貿易等の根源に溯つて急激な處置を執れば、假に不景氣を來たすが故に是は避けたいのである、斯樣なことを屢々申した漸次に不景氣を釀したいと云ふ次第ではありますが成るべく不景氣を免れたいのであります、併し經濟界の狀態として不景氣を來ないと云ふことを豫期することは出來ないのでありますから、急激に不景氣を來たさないやうに努めて居ると云ふことを屢々繰返へしたのであります、それに付ては昨年に於ても御承知の如く此點に心配いたしまして、地方の遊金を集めて、不景氣が來た時に困難をさせぬやうに貯蓄其他の奬勵を頻りに致して居ると云ふことも云つて居る、又堅實なる狀態に立至らせたいと思ひまして地方官等にそれ〴〵關係官廳より訓令を出して、景氣の好いのに乘じて濫費したり、或は不確力な會社の株券でも買ふと云ふやうなことがあつては、甚だ將來に歎はしい結果を生ずるであらうと云ふ譯を以て、內務、農商務、大藏等より地方官を督勵してそれ〴〵訓達も致して居ります、尙ほ又昨年末に日本銀行に於て各銀行に對して泡沫會社等に金を貸すことに注意を致したが宜からうと云ふことを申したのも、詰り是が斯う云ふ會社熱に浮かされて泡沫會社を生ずると云ふことは、地方農民などは不確力なる株を持つて不景氣に遭遇したら非常に困難をするでありませうし、又都會に於て不確なる會社が陸續出來て、是が直ちに倒產でも致しましたならば、經濟界の影響は甚だ大なるものでありませうから、之を戒めたのであります、多少効果も見て居るかと思ひますが、又當年の一月の話でありました、甚だ私は通俗的、卑近のことでありましたけれども一般の人に注意を促したいと考へまして、長き意見を各新聞を通じて全國に發表した、其趣意も矢張り經濟界の都合の好いのに浮かされて居つて、將來の禍を釀してはならぬと云ふことを戒める積りで、世間ではどう評したか分りませぬけれども、私の精神の在る所を披瀝して國民に注意を促がして居るのであります、尙ほ又先般講和條約の發表に際して詔勅も發せられましたから、此御趣意の貫徹いたすやうに私より各官廳に通牒を致して、それ〴〵人民に徹底せしむる方針を執つて居りまするが、此聖旨のあるところも現在の狀態に浮かれては相成らぬ、堅實なる思想を以て國本を培養せよと云ふ御趣意がございましたから、此御趣意の貫徹を期することを頻に努めて居る、即ち將來に於て不景氣は來さないやうに希望するのであります、而かも若し不景氣が來ると致しても、急激に不景氣の來ないやうに希望するのであります、此の點に於ては政府は力のあるだけを盡して今日まで居りまするが、今後に於いても左樣な道を執つて參りたいと考へる、漸次に不景氣を來たすと云ふことは必ず不景氣が來るものと云ふ前提の下にはそれの外ありませぬ、成るべく此不景氣を避けまして堅實に參れば此上ないことであります、人事の測るべからざるもの經濟界は常に盛衰のあるものでありまするから、唯今申すやうな方針を取つて居りまするのは即ち漸次に……不景氣を測るのではありませぬけれども、其の不景氣の起つた時に狼狽せないやうな處置を今日から攻究いたして居るのであります、又昨今の狀態を見まするのに時々我々をして實に心膽を寒からしむるやうなことが出來ます、それは意外の經濟界に變動を起しはしないかと云ふやうなことが時々見えます、幸にして急激に非常なることが起らずして濟んで居りまするのは、誠に仕合でありまするけれども、斯う云ふ無事に參つたと云ふことは賴みにもなりませぬから、此點に於ては吳々も注意いたして居るのでありまするが、唯如何せむ此經濟界の極めて複雜なる狀態に對しまして、政府は自分で考へたが如く、自由に經濟界を動かす事は、政府の權力を以ても出來兼ねるのであります故に思ふやうに運ぶと云ふことは何人が局に當りましても恐らく困難なることで、考へた通りに經濟界が自由自在に動きますれば幸ですが、中々左樣に參らぬのでありまする、甚だ遺憾に存じまするが、政府は此點に於ては此上とも深く注意を致して居る積りでございます。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君) 上山君の御質問に御答いしまする前に、橋本君より此手數料の御質問に對して御答を致して置きます、其前にちよつと說明を申上げますのは初め一石に付て五十錢と申して置きましたが、是は管理令の一二とありまして、二項に付て商人が米を買入れまして、さうしてこちらで相當なる値で賣らせまして、さうして居る間は其商人の勘定で總て金を持つて居るのであります、初めて買つてさうしてこちらで賣りまして、そこに差額を見まして始めて、其實費以外に手數料を拂ふのがあります、此方は總て金の勘定で以て參りますることでありまする故に、手數料を多くやりまして、それが一石五十錢に當るのであります、一方では元地に於

て幾ら幾らの相場に於て米を買付けると云ふことをそれぐ米屋が行つて見出して參りまして、而して政府がそれを買入れることを承諾いたします、さうしてそれに運賃又は向ふに付ての補償料又は金利と云ふやうなる普通の諸掛りを差引きまして込めまして、さうしてこちらで政府が內地に着きますと、政府の勘定で拂ふのであります、其方はこちらに參りますと政府の勘定に移つて元金諸掛りを政府は總て見て、さうして買ひまして、さうして今度はそれを賣りまする時には政府の手に於て賣るのでございます、此方は僅の手數料でございまする故に、是は初の補償料として出すの半額二十五錢、一石二十五錢で約束をして、さうして這入りましたのでございます、是は前にはありませなんだが、此度は政府自ら買入れると云ふことを致しましたのは外國に於て最も信用を得て、さうして手の擴がつて居るのは御承知の如く三井であります、其三井が初めより此補償制度に於て米を買入れますることは非常に嫌がつたのです、殆ど絕對に政府の御用であれば御斷りをする、兎角米を買入れると云ふと、此前の如く何か奸商の如くあつて、遂に米商の如きは自身の店を燒かれるが如きことが起つたのである、どうも自身の商賣としてやると、甚だ世間に於て自身の心にないやうなる疑を受け非難を蒙むるやうなことがある故に、どうか御免を蒙りたい、强ひて矢張り三井の信用は擴がつて居る所を以て買はせなければなりませぬ故に、强ひて相談をした結果、それならば政府の唯御用を以て買つて上げませう、さうしてこちらへ來たら賣つて下さい、手數料は要りませぬ、國家の爲に盡しませうと云ふのでありました、斯樣なことが、段々の經緯にして、そんならば買入れると云ふことにして、こちらで指圖をしてさうして買ひ、さうして又こちらで受取つて政府自ら賣るからして、どうか此際私人の信用を以て買入れるだけのことをして吳れ、又それを義務的にやると云ふのも、甚だ政府に於ても思はしくないから、半數の二十五錢だけは是非是は受取つて吳れと云ふ約束に於て始めたのです、それが二十五錢になつて居りますが、其ものに依つて勘定いたしますと、三井が是まで扱ひましたる其高に於て七十三萬石に對しまして約十八萬二千圓ほど勘定して拂つたのでございます、後にまだ十萬餘り殘つて居りまするが、是は未拂になつて居ります、それから岩井商店是は一石五十錢の其第二の方の部類に屬するのでありまするが、是は二十五萬石に對しまして、今日約十萬圓ほど支拂を致しました、後に之に於てもまだ一萬石有餘殘りがあります、是はまだ未拂になつて居ります、それを御答いたして置きます、それから上山君の御質問に御答いたしますが、如何にも御尤もなる御質疑と考へますが、既往のことでなしに將來に於ての策はどうするかと云ふ……、今年に於てもまだ此米問題に付ては相當なる所の外國より輸入もせなければならぬかと云ふ氣遣を持つて居りましたことでありましたが幸に昨年は收穫が曾て無い六千七十何萬石と云ふのでありまして、第一の報告と十一月の米の第二の豫想とは多少の違ひが起りましたが、其第二の豫想にして六千七十萬石と云ふ事になつて居ります、此實收が如何にあるかと云ふ事の報告は二月の初に至つて、初めて來ることになつて居りまして、此一月の三十一日を以て期限として、さうして、各道府縣廳より報告を取ることに相成つて居ります、そこでありまする故に、どう云ふ實收の報告が來ると云ふことは、其報告を待つて初めて判斷をするのでございますが、先づ假に是が六千萬石實收があるものと見ますると、昨年の十月より十一月の此端境期を越しました時の各府縣からの報告が產米が四百十八萬石と云ふことに相成つて居ります、斯う云ふことになつて居ります、それから其上に朝鮮より昨年は二百五十有餘萬石參りました、臺灣からも百三十萬石參りましたが、不幸にして朝鮮は昨年は不作でありました故に、今年も二百五十萬と云ふ如き大數を求めることは餘程困難と思ひます、併し先づ百五十萬石位なものは矢張り這入り得るであらうが、向うが不作にありましたれば滿洲の方から麥若くは粟が這入つて來まして、さうして自然に朝鮮の米が此方に來ると云ふ如き傾向になつて居りますから、先づ此位なことは來るであらう、それから臺灣に於きましては矢張り昨年と同じ位なることに見ても敢て差支はあるまい、さうすると內地に出來まする物の約六千萬臺灣、朝鮮より來る物が二百五十萬、而して十一月に殘りましたものが四百十八萬……四百萬石餘りあります、それを合しますと六千七百萬餘になつて參ります、昨年四百萬石殘りましたと云ふのは、昨年に於て大體に於て今の數の如き數の中に付き、外國から來たる朝鮮、臺灣から移入し、總て合しまして六千七百萬前後に相成りまする故に、四百萬石今年には今に殘つて居るのであります、先づ茲ら邊りのものがあれば昨年に比べまして左程不足するやうなことはあるまい、そこに政府に於きましては頻に混食を奬勵し又米麥の糧食其方の殖えること、馬鈴薯などの奬勵、勤儉貯蓄を頻に奬勵して、さうして來て居ります故に、斯う云ふやうな物に於きましても、相當な節約が出來ることだらうと思つて居ります、さう云ふ次第でありまする故に、愈々其如き見込は今に來月に入りまして實收報告を見てからでないと見込は立ちませぬのでございますが、先づ大體に於て今申すことであるならば、さう大した過不足もあるまいかと云ふ考で居ります、此の段を申上げます。

○上山滿之進君　若し御說明を聽誤りましたならば御正しを願ひます、唯今伺ひました所では今年は昨年の作が良かつたから先づ大丈夫だ、外國米を入れんでも濟むであらうと云ふ風の御話があつたやうに聽取りましたが、左樣でございますか、ちよつと其點を念の爲めに……私の伺ひましたのは私が今年四百萬石位の外國米を矢張り入れなければ米の分量程度が立たぬやうに思ひます、其邊の御見込は如何でございませうか、それは四百萬でも、三百五十萬でも其邊はどうでも宜しうございますが、大體四百萬石なければならぬやうに思ひます、御見込は如何でありませうか、若しさうとすれば一月の末の今日著手しても既に其時機は早いとは云へないのであります、故に既に政府には之れに對する方策が御立ちになつて居ることと存じます、御立ちになつて居りますならば、要目を伺ひたい、斯う云ふ質問を致しました。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君)　まだ之だけ不足すると云ふことに付きましての見込は立つて居りませぬ、唯今申しまする如き考はどうかと申しますと、總て合して六千七百萬石はあることになつて居ります、而して日本の一箇年の需要は幾らあるかと申しますと昨年は一人に付て一石八升と云ふことで以て算盤を立つたのでありました、が此國勢調査の結果として人口が大分減つて參りました、さうしますと一人に付きまして一石九升位なものになつて參ります、それを現在の人口に當てますと、全體に於て六千六百二十何萬と云ふ如き數が出るのであります、それで合つて來まして、幸に第二豫想の如く日本の米の收穫が六千萬石餘ありましたならば、それに付合ふことが十分出來るのでありますから、宜からうと云ふ考であります、併し其見當の出來ませぬのは、實收の報告が來月の初めに於てそれぐ集つて參りますからして、其又實收の報告の如何に依りまして、それに依つて考を付けなければならぬと云ふ次第になつて居ります、今日では外國より米を買はなければ、どうしても不足が行くと云ふ斷定を有つて居ります。

○上山滿之進君　外國から米を買ふと云ふことを言ふと、外國の產地の價格に響くからと云ふ御懸念でもありまするならば、私は差控へて宜しいが、併し此點を述べますると私は洵に能く了解いたし兼ねます、成程第二回豫想と實收とはきつちり合ふものでありませぬ、多少は違ひます、併し違ふのは多少でありまして、其結果を見なければ米の見當が付けられないと云ふ程違ふものでありませぬ、從來の實際に於て……それは無論御承知のことであらうと思ふそれは問題の外に置いて私は伺ふ、それから昨年端境の殘米と昨年の豫想高と加へれば是々になる、一人當り平均が一石九升である、之を掛けると六千幾らになる、斯う云ふやうな御說明でありますが、其通りに致しますれば大正九年の端境には、日本國中何所にも米が無いやうに食うて仕舞ふと云ふことにならなければ、其計算が立たぬ、何時でも端境期に相當の分量を持越すから糧食の上に於て安全である從つて價格に變動を來さぬ、で私などの見る所に依りますれば、昨年の端境期に持越した分量は、同一の分量を其儘そつくり大正九年の端境期に持越すものと考へなければ、殆ど米の分量の問題も計畫が立たぬやうに考へます、方面を換へて申しますと、大體昨年と今年と消費量は餘り違はぬものと先づ言つて宜からう、寧ろ今年は多くても、昨年より少くなると云ふことはないだらうと思ひます、其細かい論は別と致しまして、大體同じと致しますれば、昨年は外米を輸入して初めてどうにか斯うにか端境期が過ごされました、所が今年朝鮮から這入るべき米が少ないと云ふことでございますると、四百萬石でなければ三百萬石でも、五百石でも構ひませぬが、兎

も角も多量の外國米を入れなければならぬと云ふことは明瞭であると思ふ、實收の報告を御待ちになるに及ばないと考へるのであります、其邊はどんなものでございませうか、若し其通りと致しますれば、外國の米は昨年の十一月から十二月に掛けて收穫期である、其時手を著けると云ふことが適切である、三月を越すと……一月、今日著けても既に遲い、況や實收の報告を御待ちになつて、其中に又彼れ是れして、四月になり、六月になり、七月になれば、昨年と同じ或は昨年以上の苦勞を諸公が御覽になるさう云ふことになると非常な不便に陷ると云ふことになるのであります、其意味で御尋を致します。

「國務大臣山本達雄君演壇に登る」

○國務大臣(山本達雄君)　御答を致しますが、今私の申上げる六千七百有餘萬と云ふものの數に於きまして、幾ら內地に於て此米を消費するかと云ふことの勘定を立てましたのは、矢張り此中で端境期の、本年の十一月と云ふ時に幾らのものを持越すかと云へば、矢張り四百萬餘りの今年持越したと同じ位のものは持越さなければならぬと云ふ勘定を立てて申述べたのであります、決して是だけのものを皆消費し盡すと云ふ考ではないのであります、唯問題は六千萬石餘と云ふものは、是は果して實收が確乎であるかどうかと云ふことは、唯懸念のことになつて居る、御承知の如く一昨年も五千四百何十萬と云ふ、五千五百萬足らずであります、而して其足らぬ時の年に於て外國米を買入れましたることが、政府と民間と兩方合しまして五百五十何萬と云ふ數に上つたのであります、そこで若し此一昨年の五千四百七十萬と云ふ如き、五千五百萬足らずの所に、今年六千萬は出來て居りまするど、そこで五百萬と云ふものは餘計出來ることになつて居りまするから、殊に近來ひどく麥食の奬勵或は馬鈴薯其他の混食などは、非常に奬勵して居りまして、節約を求めてありまする故に、昨年の如き景況を以て行かずして相當なる食延べも起りはしないか、さうしますると此實收があるならば、さうひどく米に於て外米を今日より手を著けぬでも宜いであらうと云ふ考であります、唯此買入に付て、愈々不足するとして見まして、さうして時機と云ふことは、是も如何にも御尤もなことでありますが唯々御一考を煩はしたいのは、昨年の今日に於きましては蘭貢あたりに於て輸出を禁止して居りました、併ながら暹羅西貢東京あたりに於きましての米は二十圓より三十圓の間でございまして商人の手で自由に買入れ得るが如き價格であつたのであります、然るに昨年に於きましては段々米が高くなりまして、遂に百三十何圓と云ふ所までも參つた、茲に於きまして先刻橋本君の御質問に於きまして、政府が買つた故に斯の如く上げたんだと云ふ如きことを以て、攻撃的御質問があつたのでございますが、是は成程日本の政府に於て買つたのは、此價を高くすると云ふことの幾分の原因を爲して居ることは申す迄もないのであります、併ながら今申す四箇所に於きまして各國より買入が參りまして、さうして此西貢暹羅東京香港の如きに於きましては非常に爭つて買つたのであります、新嘉坡政廳、瓜哇歐羅巴其時に參りまして、遂に日本からひどく早くやられた爲に、どうも我々米に不自由をすると云ふことを瓜哇、新嘉坡、あたりでは、頻りに日本から先鞭を著けられたことを以て遺憾として居るやうな報告もあつた次第であります、決して日本單り買ふのではありませぬ、それ故にさう云ふやうな價格に相成つたのであります、從ひまして今日に於てはどうなつて居る、蘭貢の如き、緬甸邊り相當なる米も出來た報告であります、又其他に付ても假に出來て居りますが、未だに之を無制限に輸出をしないと云ふ如き狀態になつて居ります、從ひまして不斷に於ても亦今日向うに於て相當な價格を以て矢張り六十圓七十圓と云ふ如き價格を持つて居るので、さう云ふやうにまだ新米の出來て參ります今日に於て六十圓七十圓と云ふ如き價を持つて居るのでございますからして、此後に於て是が果して又百圓にも百三十圓にもなつて來るからして今買つて置く方が宜しいかと云ふことは餘程是は判斷に苦しむのである、傾向を見ますると云ふと、昨年の八九月向うの方の端境期に段々高くなつて來て、此の新米が出來るに付きまして漸次に安くなつて來ると云ふ傾向を持つて居るのであります、或は御考の如く時期が遲れたら又高いものを買はなければならぬと云ふことが參るかも知れぬ、併し時を見ますると云ふとどちらかと云ふと、昨年餘り高く買つたからして漸次に低落する方の見込を持つて居る如く、是迄の相場の傾ではあるので、其處であります故に今買ひました所が六十圓七十圓と云ふことになつて居りまして、是のみならず自由に今這入ると云ふ譯にもいかず、まだ〳〵制限を附けて日本が望めば幾らやるかやらぬかと云ふが如き狀態であるのであります、先づどうしても是だけは買はなければならぬと云ふならば或は今日手を著けるのも一つの考でございますが、今申す如くまだ內の收穫に於ても定まつて居りませず、さうして數字を擧げて見ますと先づ可なり追付いて行くそれに十分に混食を奬勵してさうして節約を計られると云ふことにして、さうして此所を送つて靜に實收の米が幾ら出來ると云ふ實收の報告を見、而して外國の模樣も斷えず注意して居りますからして、それから後に計ることをしても、別段遲れることはあるまいと云ふ考であります。

○上山滿之進君　再度質問いたしますと餘り細かい所へ這入り過ぎますから、唯今の問題は此場合質問は是で止めます、唯御願ひいたしますのは、どうぞ昨年のやうな政府も國民も困ると云ふやうなことを今年再びせられざるやうに御努力を願ひたい、私は決して往事を追及いたしませぬ、唯昨年のやうなことがございますと如何にも不安に堪へない、昨年遺憾千萬な成行から七十萬石も米を轉賣したと云ふことは何とも申しやうのない事柄でございます、どうぞさう云ふことのないやうに時期を失せぬやうに願ひたいと云ふことを一言申して置きます、先刻總理大臣の御答に付いて少しもう一應御尋をしやうと思ひましたら又何處かへ御出でになりましたちよつと一口述べまして、それに關聯して農商務大臣にちよつと御尋したい、地方の農家の中農は矢張り物價騰貴に苦しんで居ると云ふことの私の意見に總理大臣は御賛成下さいましたので是は滿足であります、それから二番目の方の問に對しましては少し御答が他へ外れたやうに伺ひます、若し何れ不景氣と云ふものが來るものならば、段々不景氣を早く誘はぬ方が宜からうとまで仰つしやつた、不景氣が來ることは必然の勢であると云ふことは議論に流れたのである不景氣が來るのは必然の勢である、必然の勢であれば不景氣を今から矯めない方が宜いと云ふことを總理大臣が御同意になりました、それに付きまして農商務大臣に一つ伺ひますが、貿易が昨年は……輸出貿易である、確か前年より少し殖えて居ると思ひます、是は金額で殖えたのであつて、其物の分量から申すと非常に減じたと私は承知いたして居ります、金額で殖えたのは此方の物價が高いからである、そこで是から將來を考へるに斯の如く物價が高ければ自ら輸出貿易は私は減つて來るものと思ふのであります、其邊の御見込は如何でありませうか、總理大臣は輸出貿易を減らすのは如何にも惜しいから思切つて物價調節をしないのだと云ふ、斯う云ふ御話でございますが、物價を調節しなければ却つて輸出貿易は段々減つて來ると云ふ風に私は考へるのであります、そこで農商務大臣に御尋ね申上げるのは、昨年の輸出貿易の額が金額に非ずして物の分量、輸出品の分量から申しますと、一昨年に比べて大に減少して居ると私は思つて居りますが、其事實は勿論御認め下することと思ふのであるが、如何でございますか、尙ほ此儘で物價が高ければ自ら輸出貿易と云ふものは物價が高い爲に減退するものなりと私は思つて居りますが、其邊の御見込は如何でございますか、農商務省の御主管と考へますから、幸にも御出席の農商務大臣に伺ひます。

「國務大臣山本達雄君演壇に登る」

○國務大臣(山本達雄君)　御答を致します、輸出入に付て今後增減如何と云ふことのやうに伺ひましたが、成るほど昨年に於きましては此金額に於きましても輸出も輸入に超過することが四億五億と云ふ間にあつたやうに記憶して居ります、昨年に於きましては輸出の增しが僅に一億以內になつて居りまして現に金額と致しましても一昨年よりも昨年の方が著しく減じて參つて居ります、唯此總體に於ての金貨の殖えることは四億幾らと云ふものが殖えて居りますが、是は大藏大臣が前にも述べた如く記憶して居りますが、全く此船舶其他に付きまして貿易以外の收入に於て金が殖えて參つたので、貿易に於ては一昨年よりも昨年が價格の上に於て減つて居るのであります、それで今後に於きましても何か著しく今日の如く生絲が四千圓以上、尙ほ續いて高くなる如きものがあつて、外國の貿易が尙々此價格が上騰を見る如き外の關係がありますれば、又それに依つて變化を來たして參りますが、然らずして總ての狀態が今日の如くあるとして見ますれば、內に於て自然物價の騰貴の爲に生產力は減じて參ります、工賃も殖えて參ります、總てに於て生產品は高くなると云ふことに相成るのでございますからして、經濟上の原理と致しましては、自然に輸出が減つて輸入が殖

えて來る、斯う云ふやうなことになるであらうと思ふのでございます、是は人々の見る所に依つて又異なることがあるのでございますが、經濟上の原理より考へ、又昨年一昨年よりの統計より考へると云ふと、今後に於てはさう云ふ結果が自然に現はれて來なければ宜いがと云ふ氣遣ひは持つて居ります。

〔橋本辰二郎君發言の許可を求む〕

○議長(公爵德川家達君)　橋本君何ですか。

○橋本辰二郎君　唯今內務大臣の御答辯に關係して……

○議長(公爵德川家達君)　通告をされた方がありますから……

○橋本辰二郎君　私のは辯解であります。

○議長(公爵德川家達君)　後に願ひたうございます　江木千之君。

○江木千之君　私は內務大臣に簡單に質問を致したいことが一點あるのであります、私は數日間諸君の熱誠なる御質問と、政府の懇々の御答辯に依つて大に了解いたした所もありまする、又却て本員の考を固く致した點もあり、又大に疑問を生じて參つたこともありまするが、

〔副議長侯爵黑田長成君議長席に著く〕

是等の點に付ては何れ豫算總會……豫算會議に於て質問の機會があらうと考へまするから其時に讓る考でありまするが、茲に唯々一時も差措くべからざることがあるのであります、之を差措いて他日を俟つたならば我々の道義心を疑はれ、延いては風敎に影響する所があらうと考へまするで、質問の將に終はらんとする際でありまするが、一言外務大臣に質問いたしたいと考へる。其事は彼の呂運亨の御苑拜觀の一事であります、此事に付ては私の所へ冊子を送つて吳れた人もありましてございますが、忙しいために未だ一覽することも出來ずに居るのでありまするが、新聞などに依つて見ますると、呂運亨が御苑を拜觀したと云ふことがあるのであります、併し是は私は餘程輕々に見て居つたのであります、多分御苑の係の役人が大目に見て居つたのであらう、若くは係りの役人の目を盜んで見せた位なことであらう位の考で居つたのでありますが、過日此事に付て阪本釤之助君よりの質問に對し、內務大臣の御答辯を伺ひますると、宮內省の係員の落度などと云ふやうなことは更になくして、全く內閣大臣の求めに依つて拜觀を許されたと云ふことである、其拜觀を許された趣意が洵に驚入るのである、全體御苑の拜觀に付ては宮內省には規定があるのであつて、昨年十一月十八日の官報には其拜觀を許される日時、及其人々の範圍が決められてあるのであります、同月二十二日より二十八日までいろ〱拜觀に出る人が決められてあるのでありますが、是は二十二日には貴衆兩院議員とか、華族の禮遇を受くべき者とかいろいろありまして、又二十八日の部には縣會議長、勅令に依り定められたる各種の委員とかいろ〱ありますが、府縣會議員の如きも、東京府會議員一同は拜觀を許されるが、他の府縣の府縣會議員と云ふものには拜觀を許されぬ位の御場所柄である、それを拜觀するには皆御優遇の思召に出る譯である、然るに此呂運亨なる者は何の故で拜觀を許されたかと云ふことの阪本君よりの質問に對して、

〔議長公爵德川家達君議長席に復す〕

內務大臣の答へられた所は、即ち此席に於て親しく私も承つても居りましたが、尙ほ速記に掲げてあるのには、折角來た者であるから成るべく彼をして日本に傾かせると云ふことは宜しいことであらうと云ふ趣意であつたらうと思ひます、斯う云ふ御答辯でありまするが、是は即ち呂運亨なる者を操縱し、懷柔するの道具に御苑を使つたのである、彼の不德の人間を懷柔するがために利用したと云ふことであります、全體呂運亨は果して罪人であるや否やは、本員はまだ是に對しては確定の意見を持たぬのである過日司法次官の說明に依つて未だ犯罪を構成するに至らぬと云ふことも御尤のやうに聞へます、併しながら又同僚中の專門家はさうでないと言はれる方もある、私は是が犯罪を構成するや否やに付ては未だ確定の意見を持たぬのでありまするが、併しながら此呂運亨なる者は、少くとも道德上の罪人たることは誰しも疑はぬ所であらうと考へる　皇室に對し國家に對し、不軌を謀る所の道德上の罪人たることは間違はないことであらうと考へる、それ故に政府は之を懷柔するために喚寄せて種々の手段を講ぜられたのであるが、斯の如き者を懷柔するために御苑を利用したと云ふに至つては、實に驚かざるを得ないのである、御苑の神聖を汚し延いては畏多くも聖德を煩し奉るに至らむかと憂慮いたすのであります、私は老人の一徹であるか知らぬが、寧ろ百の呂運亨あるも一人の斯の如き罪人の無からむことを欲するの感を禁ずることが出來ぬのであります、實に是は惡例を開き、宮廷を紊るの虞があるが內務大臣は上陛下に對し奉り下國民に對して如何なる申開きをせらるるであらうか、此ことを承つて置きたいと考へるのであります。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣(床次竹二郎君)　御答へ致します、詳細の其當時の手續は能く承知いたして居りませぬが、さう云ふ所までになれば、何れ豫算委員會で更めて御尋を願ひたうございますが、私は唯大體の事を實は申上げたのであります、誰が中に立つたかと云ふ御尋でありましたから、それだけは心得て居りました、陸軍大臣が中に立つたと云ふことで、今御話になりました拜觀者の規定に、茲に特別に規定を設けられた其中に嵌込まれたと云ふやうな手續では無論なからうと思ひます、丁度其時節であつた爲に拜觀の榮に浴せしめたいと云ふことからであつたらうと思ひますが、本人餘ほど此方へ參つての感情も違つて居ります、それで斯迄の榮に浴したならば尙又本人は善くなるであらうと、斯う私が附加へて申した次第であります、陸軍大臣が如何なる考で致しましたか、又そこらの手續は公然たる手續であるか、委細のことは承知いたしませぬ、大體私が申上げたのは、陸軍大臣が中に立つた、蓋し拜觀の榮に浴さしたら、本人入京以來餘程心狀も變化して居りますから、尙更日本國の爲に盡すことであらうと云ふ考であつたので、私は斯う申上げた次第であります、是より以上のことは陸軍大臣より親しく御聽取り下さることを希望いたします。

○江木千之君　私は唯今讀上げました宮內省の規定が、茲に詳細に掲げてありまするが、無論此の外にも別段の思召から拜觀を許される者があるのでありますが、其拜觀を許さるゝや、總て優遇の思召に出るものである、それが爲に身分も餘程嚴重に掲げられてある、是が御苑の拜觀を許される例規と私は心得るのである、又外國人の如きも大使公使の紹介のある如き者は無論許されます、それから勳章を持つて居る者……日本の勳章を持つて居る外國人の如きも、是等も皆許される、內國人なら斯々の凡そ資格のある者、外國人ならば外國の貴賓、若くは賓客は公使大使の紹介のある者と云ふやうな者に限られて居る、何れも是に皆[illegible]であ[illegible]、[illegible]に我々も拜觀に出で居ると云ふ[illegible]に、[illegible]を見ると云ふばかりでない、[illegible]優遇の[illegible]に[illegible]するのである、內務大臣が如何に[illegible]せらるゝ[illegible]、速記にちやんと殘つて居る、速記に掲げてある、我々も皆過日の御答辯を承つて居る、折角日本に[illegible]である、折角來たのであるから成るべく彼をして日本に傾かせると云ふことが宜からうと、思つて此拜觀を願つたと云ふ趣意である、斯う云ふことであれば是れは何にも外國の貴賓でもなければ、賓客でもない我國民として優遇を賜はるべき者でもない、之に掲げある者ばかりか優遇を賜はる者でないであるが、其外の者として優遇を賜はるべき點と云ふものは一點もない、而かも明言して居られる、[illegible]の爲めにしたのである、懷柔の爲にしたのであると云ふことは此速記にある、即ち御苑を利用し、御苑を汚したのは何人であるか、斯の如き例を開いて一國の風紀を維持することが出來ませうか、是よりして宮廷を紊る例を開いた、端を開いたと私は考へるのである斯の如き說明を承つて、豫算會議まで待つことは出來ない、此速記錄は全國に是が行亘て居る皆之に目を通すことである、此の說明を聽いて貴族院議員は一人の疑を起す者は無かつたらうか、貴族院の道義心は麻痺したので無からうかと云ふ疑を起されるだけならばまだ宜しいが、是は風敎の上に尠からぬ影響を及ぼすと考へるから、私は數日に亘つて將に質問を終らむとする際にも拘らず、再び通告を致して此質問を致さゞるを得ぬ場合になつたのであります、餘り內務大臣の御答辯は此事柄を輕々に見られるのである、此以上御答が無いと云ふならば我々は又考へる所があります。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣(床次竹二郎君)　御答へ致します、昨日斯の如き事實が有るのか無いのかと云ふことでありましたから、有ると云ふことを申しました、何人が中に立つたかと云ふことであるから、陸軍大臣が中に立つたと云ふことを申上げた次第であります、固より唯今御話の如く公然たる話ではございませぬ、どう云ふ手續で致したかと云ふことは私は承知いたしませぬが、公ならざる手續で致したものと心得ます、ちやんと規定にある如きことで、優遇の思召に出たものでは無論なからうと是は斷言して宜しいと

考へます、非公式に其手續を致したことゝ心得ます

○議長(公爵德川家達君)　此際諸君に御諮りを致しますが、まだ通告者もございますが、陸軍大臣其他國務大臣は衆議院の本會に出席の必要がある趣でございますから、御異議なければ本日は是で議事を延ばしたいと考へます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　明後三十一日午前十時より開會いたします、本日は是で散會いたします。

午後三時四十一分散會

○大正九年一月三十一日(土曜日)

午前十時五十五分開議

議事日程　第八號

第一　公爵毛利元昭君、公爵德大寺公弘君、公爵島津忠重君、公爵大山柏君、侯爵德川圀順君、侯爵小松輝久君、侯爵醍醐忠重君、侯爵中山輔親君、伯爵堀田正恒君、子爵松平康民君、男爵古市公威君、男爵本多政以君、兒玉利國君、相馬哲平君、富永猿雄君請暇の件

第二　平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案(政府提出)　第一讀會

第三　右議案の審査を付託すへき特別委員の選擧

第四　貴族院規則改正の動議(侯爵細川護立君外五名發議)　會議

○議長(公爵德川家達君)　是より諸般の報告を致させます

〔岡書記官朗讀〕

一昨二十九日請願委員長より左の報告書を提出せり

請願文書表第二回報告書

昨三十日請願委員長より分科擔當委員の兼務を左の如く決定せる旨報告書を提出せり

第四分科擔當委員　石谷傳四郎君
第二分科兼務

同日内閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられたる旨の通牒を受領せり

農商務省所管事務政府委員
農商務書記官　齋藤鑑三郎君

○議長(公爵德川家達君)　是より本日の會議を開きます、諸君に御諮りを致します、本日は議事の都合上休會致したいと考へますが、諸君に於て御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、議事日程は決定次第御通知に及びます、本日は是にて散會致します。

午前十時五十七分散會

○大正九年二月四日(水曜日)

午前十時六分開議

議事日程　第九號

第一　公爵毛利元昭君、公爵德大寺公弘君、公爵島津忠重君、公爵大山柏君、侯爵德川圀順君、侯爵小松輝久君、侯爵醍醐忠重君、侯爵中山輔親君、伯爵堀田正恒君、子爵松平康民君、男爵古市公威君、男爵本多政以君、西紳六郎君、内田嘉吉君、相馬哲平君、豐川良平君、富永猿雄君請暇の件

第二　平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案(政府提出)　第一讀會

第三　右議案の審査を付託すへき特別委員の選擧

第四、貴族院規則改正の動議(侯爵細川護立君外五名發議)　會議

○議長(公爵德川家達君)　是より諸般の報告を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

去月三十一日政府より左の決算及同檢査報告を提出せり

大正六年度歳入歳出總決算
大正六年度各特別會計歳入歳出決算
大正六年度歳入歳出決算檢査報告

昨三日政府より左の法律案を提出せり

陸軍軍法會議法案
朝鮮軍法會議に關する法律案
臺灣軍軍法會議に關する法律案
關東軍軍法會議に關する法律案
海軍軍法會議法案

○議長(公爵德川家達君)　是より本日の會議を開きます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　先日江木君の御質問に對しまして内務大臣より答辯を致しましたことは、内務大臣に於て陸軍大臣の意思を忖度いたして御答辯を致したのであります、故に其事柄に付て相違の點も多くありますので、内務大臣の答辯は私より取消し致します、而して呂運亭赤坂離宮禁苑拜觀のことに付きまして、當議場に於て論議を生じましたことに付て、甚だ遺憾の次第で誠に恐悚の至に堪へませぬ、將來に於ても斯の如き問題が當議場に論議の題目となるやうなことには、十分注意を致す積りであります併ながら其拜觀のことに付きましては、政府は何等宮中を利用いたして云々と云ふやうなる意思を有して居つたのではないのでございます、此邊の事を併せて御諒承を希望いたします。

○江木千之君　私は呂運亭の御苑拜觀のことに付ては、當初新聞等にて見受けまして、餘り重大な事とは考へて居らなかつたのであります、是は御苑の係官の不注意から起つたことであらう位に考へて居たのでありますが、此議場の質問應答になりまして、之を承つて見ますると云ふと、決して御苑の係官の落度などと云ふことでなくして、閣臣が呂運亭懷柔の爲めに之れを利用したと云ふことに歸著することを承りましては、私は此の事を閑流することが出來ない有樣に遭遇いたしまして、已むを得ず質問を致した譯であります、然るに唯今總理大臣は内務大臣が呂運亭の禁苑拜觀を紹介した趣意に付ての答辯は一切之を取消されましたのであります、付きましては閣臣に於いて如何はしい者を懷柔する爲めに御苑を利用したと云ふことは無いことになつて來るのであります、從つて私の質問の原因と致したことも茲に消滅いたした譯でありますから、私は此れ以上質問する必要は無いのであります、茲に一言私の精神を辯明いたして置きたいのは、私は斯の如き質問を致しましたが、御苑拜觀に付ては之れを差許される人々の範圍を狹くせらるゝとか、之を認められぬやうにとか云ふ考は少しも持たぬのであります、近頃宮内省に於かれましては段々其範圍を擴張せられますことは、私共誠に感佩いたして居る次第であります、どうか尚ほ此上にも此範圍を擴大せられまして陛下の赤子たる本邦人朝鮮人等は勿論、外來の賓客に至るまで出來得る限り廣く拜觀を許さる、事を希望するのが私の精神であります、終に此事に付きましては數日來本院各派及無所屬等の諸公に於ても鋭意之が解決に努められて、茲に我が風教道義の觀念を悲觀する事なからしめられたのは、私の感激措く能はざる處であります、茲に一言を添へて私は質問を終ります。

○議長(公爵德川家達君)　是より通告順に依りまして質疑を許します、坂本男爵。

〔男爵坂本俊篤君演壇に登る〕

○男爵坂本俊篤君　私は西比利亞問題に付きまして單簡に質問いたしたいと思ひます、諺に時の力は總ての問題を解決すとか云ふことがありますが、茲に私が質問通告を致しました以來、爰一週間以來西比利亞の狀況の變轉並に諸情報及公文の發表等に依りまして私の質問の半ば以上は解決いたしたのであります、付ては其の殘の部分、又新に注意を喚起いたしました事に付きまして簡單に先づ以て陸軍大臣に伺ひたいのであります、昨今此西比利亞の形勢と申しますものは、急轉直下の勢を以てからして重大の形勢に向ひつゝあるのであります、是は既に民心を疾より失ひました所の「コリチヤック」政府の崩壞其他米國の撤兵又歐露に於ける所の英佛等の「レニン」政府に對する施政の態度、南北に於ける反過激軍の敗退、是等が因を爲して斯の如き狀勢に立至つたものであらうと存じますさて去る二十六日の「ニコリスク」に於ける所の過激派の蜂起は實に晴天の霹靂の如き觀を呈したのでありますから、總ての交通機關其他總て過激派に占領いたされ、一般西比利亞交通の咽喉たる「ニコリスク」は此一派の勢力に歸したのであります、然るに我軍は之れに對して何等施すことなく、傍觀の態度を執つて居つたと云ふことであります、(次いで去る三十日に於きましては突然浦鹽斯德に於きまして革命的騷動が起りましてから政權は「ゼムトフ」と云ふ一派の掌握する所となりまして、主將「ロザノフ」は僅に身を以て免れ假裝巡洋艦「アリヨール」に乘じて我が敦賀港に避難して來たと云ふ非常な有樣であります、又「ハルビン」邊りの形勢も昨今傳はる所に依りますと、過激派が勢力を占めまして、「ホルワット」將軍は危險の身に感ずる事を恐れまして何れへか身を隱したと云ふ事であります、或は「ストレチエンスク」に於ては我が重要なる兵站部が過激派に襲はれて激戰中であると云ふことも亦聞いて居るのであります、斯の

如き重大なる形勢に立至りましては最早や東部西比利亞交通線に當る所の三千餘里に我が守備兵を配置する其兵數の多寡などを論じて居ると云ふやうな暇のない位の形勢ではないかと存じます、此際に當つて須く從來の方策に對して總て其行掛を綺麗に拭ひ去つて新な方策を御畫き下さる時機ではないかと窃に考へて居るのであります、幸に此機會に於きまして陸軍大臣は詳細に昨今の重大なる形勢を我々の前に報告され之に對する所の方策を御示を願ひたい、先日陸軍大臣は衆議院に於かれましてから極東三州の平和は我が忠勇なる將士の流血に依つて保たれて居ると云ふことを言明されて、是は自分の職責である義務であると仰せられました時には、滿堂の人をして襟を正さしめたのであります、私が考へますに此際陸軍大臣は此重大なる形勢を我々の前に披瀝されて之に對する所の方策を開陳されることは、是亦陸軍大臣の義務であらせられると存じます、次に外務大臣に西比利亞撤兵に關する所の米國との交渉に關しまして、一二事件に付て御尋したいと存じますが外務大臣は北堂の喪に丁られた爲に御缺席と云ふ事でございますから、是は他日の機會に讓る事と致したいと存じます、最後に私は首相に御尋ね致したいと存じます、其事柄は我が政府は西比利亞に對して一定の政策を有せらるゝや否や、即ち對西比利亞策を有せらるゝや否や、若し有りとすれば、どうかそれを御示しを願ひたい、其理由は豫算の説明書にもございますが、大正九年度の臨時事件費は是は多分要ると思ふ、併ながら其額と云ふものは未定である、又其財源は募債若くは借入金に依つて行ふ積りである、額は昨年通とするならば一億五千萬圓も要るであらう、斯う云ふ説明になつて居りますが、私は此一億五千萬が二億になるか、或は其以上になるか、甚だ不明な譯であります、此西比利亞の荒原にも似たる底の知れない所の此大きな穴は、どの位大きいものであるか測り知らぬのであります、而して此穴の大きさを承知いたさなければ大正九年の豫算の審査を致す上に於て考慮いたす上に極めて困難であります、されば此底の知れない所の大穴を測量する所の彼の尺度は何であるかと云ふと即ち對西比利亞策であらうと存じます、故に此度尺の御示を願ひたい即ち對西比利亞策を御示を願ひたいので有ますさりながら先刻も申します通り西比利亞の形勢は昨今急轉直下の勢を以てからして、回轉して參るのでありますから、此西比利亞策と云ふものゝ御決定は頗る御困難なことかと存じますが、さりながら此度尺が分らない以上は、財政の計畫を審査するにも困難の事でございますから、速に御決定になつて其尺度を我々の前に御示を願ひたいと思ひます、既に歐露に於きましては、英佛とも對露西亞策に付ては各決定する所がございます、又米國に於かれましても撤兵等の方針より考へまして、既に決する所があると存じます、我國滿蒙の接壤地でもあります、又多數の居留民も居ることでございます、又過激派に對する所の東漸を防遏する上に於て特殊の位置に立つものでございますから、帝國が他の歐洲各國並に米國と其位置を異にするのでありますが、此特殊位置に付て特殊の御計畫の在ることは勿論であらうと存じます、故に速に此點に付て御開示を願ひたいと思ひます、事軍事に渉るもの、並に外交にも渉ることでございますから、前に述べました陸軍大臣の御報告並に施設、後に述べました所の總理の對西比利亞策等に付ての御説明は、要すれば祕密會に於て御開陳あたりたいと存じます。

〔國務大臣田中義一君演壇に登る〕

○國務大臣(田中義一君) 唯今坂本さんからの御尋の事に付きまして、折角是等の狀況を申述べる機會もがなと思つて居りました折柄でございます、此際一應御話を申上げて置くことが必要であらうと私も考へます、最近に「ニコリスク」浦鹽斯德に起りました此急轉直下の政變狀態は、如何にも人をして奇異の思を爲さしめたる如きものであります、が併し是は畢竟「オムスク」政府の崩壞以來各方面に段々斯樣な事は起り得べきことであると云ふことは、是は豫想して居つたのであります、が此團體は先づ最初は所謂社會革命黨で、世間に申す「エス、エル」黨、是れが甞て浦鹽斯德で「コルチヤック」政府に反對して、御記憶でもありませうが「チエック」の一部の將軍であつた「ガーダ」と云ふ者が之に多少同情をして一の政變を起して、「ロザノフ」と云ふ者と、浦鹽斯德で市街戰をしたことがあります、是が所謂社會革命黨である、而して浦鹽斯德では到底此目的を達することが出來ないからと云ふので、「イルクック」へ是が移つたのであります、そこで「イルクック」で、此「コルチヤック」政府の落魄の狀態で「イルクック」に漸く落著いた時に往つて、其政變を起して、遂に「コルチヤック」政府を顚覆せしめて、一時は「イルクック」で自分が中央政治團體として取つて代つたと云ふ形になつて居る、さりながら其「エス、エル」黨も何等此處に根據を有つて居らぬものでありますから、今日は直ちに過激派の爲に、又「イルクック」と云ふものは、再び彼が屈服しなくてはならぬと云ふ狀態になつたのであります、今日は「イルクック」は全く過激派政府の配下に立つて居るものだ、斯う云ふ狀態であります、而して「ニコリスク」浦鹽斯德に起りまして居るものは、最初は皆此「エス、エル」の一派であつて、即ち「エス、エル」なるものは「イルクック」で成功をしたから、此派の者が詰り各所に起ると云ふ最初は形であつたので「ゼムストオー」とか若くは購買組合とか種々なものもありまするが、是は皆其仲間に一所になつて、さうして所謂「コルチヤック」政府の與黨であると云ふやうな感を有つて居る者に對して、始終反感を懷いて居る、而して尙ほ彼等の主眼として、始終露西亞の軍隊を崩壞させると云ふことを努めるのです、又其崩壞させる事に往々成功をするのであります、日本軍としましては、兎に角守備して居る交通線に向つて危害を加へ、乃至は軍隊に向つて危害を加へると云ふやうなことをせぬ以上自分が進んで攻撃をすると云ふやうなことは、今日ではしないのであります、從つて所謂政治團體の爭には、日本軍隊としては今日迄でも何等干渉はして居らぬのであります、「ニコリスク」に於ける又浦鹽斯德に於ける狀態も、是も所謂社會革命黨の政治運動で、是に成るほど一面には今日まで「ロザノフ」と云ふものが始終日本に頼つて居つたのであります「コルチヤック」政府の所屬の軍隊の指揮官でありますから、自然聯合國に頼つて居ると云ふことは是は勿論のことである、けれども兎に角一方は政治團體であるのでありまするから、「ロザノフ」を助けてどうすると云ふことも是は日本がすべきことでもない、而して「ロザノフ」も頼んで居る所の露西亞の自分の軍隊も、亦彼の政治團體の宣傳に依つて漸次「ロザノフ」の手に依つて反對黨に服從する、斯う云ふ形でありますから、遂に「ロザノフ」も自分の職務を執ることが出來ず逐はれて日本軍の司令部に走り入んだと云ふことであります、最初の經過は右の通りであります、さりながら[illegible]「エス、エル」と云ふもの、政府[illegible]に代るべき茲に極めて極端なる社會共產主義の所謂[illegible]派が今日浦鹽斯德に現はれたのであります、而して今の社會革命黨に向つて今日は壓迫を加へて居ります、殆ど社會革命黨も之に向つて何等抵抗することは出來ず、自然に此儘にして置けば浦鹽斯德は極端なる共產主義の所謂過激派の手に歸するが如き懸念があるのであります、浦鹽斯德既に然りでありますから、「ニコリスク」の所謂社會革命黨であつたものも、亦漸次之に化せられはせぬかと云ふ懸念を持つのは是は當然じやと思ひます、或はもう既にさうなつたかも知れませぬ、此場合に於ては浦鹽斯德は兎に角「チエック」の還送輸送をしまするには、此途が完全に明いて居らなくちや還送は出來ないと云ふこと、又是等の地方が殊に日本の居留民も多く、日本に接近を致した所でありまして、過激派の爲に此公安を紊され或は此交通線を阻害をせらるゝと云ふことでありましては、日本の軍隊の任務としては交通線の保持の上に於ても亦日本人の澤山居りまする地方に於き、殊に又日本に接近をして居る方の公安を紊されると云ふことは、是は軍司令官としては茲に適當な處置をするであらうと私は信じて居ります何等併しまだ陸軍大臣として、之に如何にせよと云ふ指示をまだ與へませぬ、與へませぬが軍司令官としては當然なすべきことであるから、何等か爲すであらう、斯う私は信じて居ります、それだけの事を

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 唯今坂本君よりの對西比利亞政策に付ての御質問でありまするが、對西比利亞政策と申すことは、對露西亞問題を考へなければなりませぬのであります、對露西亞政策より簡單に申して置きたいのでありますが、對露西亞の政策に對しましては列國共にまだ何れとも決して居らぬのであります、先般列國の間に協議を致した事柄は露西亞の購買組合に對しての希望に對して、物々の……品物と品物との交換をすると云ふことを許さうぢやないかと云ふ決定を列國の間に見たのでありまするが是は決して今日の露西亞の過激派政府を認めるのではないと、明なる條件の下に此物々交換を許すことに致したのであります、左樣なる次第で是亦根本的に露西亞に對して如何に致さうと云ふ政策を決定い

たしたのではないのであります、又亞米利加に於て西比利亞に派遣して居る所の兵を引上げやうと云ふことも、是も全露西亞に對する政策より決定いたした事柄ではないのであります、斯樣なる次第で露西亞に對して如何に致すかと云ふことは列國の間に纏つた相談は付いて居りませぬ、從つて列國の間に種種の考慮を費やして居る狀態であると申すより他ないのであります、故に我國に於きまして、此露西亞全體に對することは、矢張り列國との協調も保ち、それ是れの關係を見て相當なる決定を致さなければならぬのでありまするが、今日に於ては列國同樣に全露西亞に對して斯くすべしと云ふことを聲明する時機に達して居らぬのであります、對西比利亞に至りましては、對露西亞即ち露西亞全體に對する所の狀況は唯今申したやうな次第でありますから、從つて西比利亞だけに對する所の政策は、矢張り同樣に大體が確定いたさない中は決定的の處置は執れぬのであります、併ながら我國は居留民も多し、所謂接壤の地でもあり他の疎隔なる國々の行動の如く單純に參らぬことは私の申す迄もないことであります斯樣なる狀況にありまするが故に、又今日陸軍大臣よりも申した如く極めて混雜なる狀況にもありまする故に、是等に對して、即ち西比利亞に對して相當なる政策は考慮いたして居るのでありまするけれども、如何に此政策を、即ち如何に方針を執つて、如何なる政策を施すかと云ふことを茲に申すことは、折角の御質問ではありまするけれども、少しく時機を得ないやうに考へまするから、此事は他日を期して相當に詳細なる說明を致したいと考へます、今日の所では西比利亞全體に對してどう云ふ政略を執るかと云ふことは、明に甚だ申し悪くい時機にありまするから、左樣御諒承を願ひます。

○男爵坂本俊篤君　唯今陸軍大臣より西比利亞の形勢に付て御答辯がありました、それに依りますると勿論我より進んで戰ふのではなくて、彼より促すのは之を討伐する、是は一定の御方針として居る、唯私の憂ふるのは「ニコリスク」の如き東は東淸鐵道を通じて西比利亞線に接續いたし、北は烏蘇里、黑龍線を通じてから四通八達の、斯の如き要衝が過激派にせよ、「エス、エル」にせよ、其他の黨派にせよ、是等の派に依て占領され、此交通機關が痲痺いたすと云ふことは、接壤の位置として重大な次第でありますから、是は唯今陸軍大臣の御說明に依つて此統帥に當る者が必ず之を防禦し、我が交通線を維持することに努むるであらうと云ふことの御答辯を得まして、聊か安心いたした次第であります、尙ほ總理大臣閣下より對西比利亞・即ち對露西亞策に付いて御答辯がありました、御趣意のある所を諒とするものでありますが、是は我國が對露西亞策、對西比利亞策に付て態度を決定することは即ち彼をして態度を決定せしめ、彼をして收拾せしむるに與つて力あることと存じまするから、速に決定される機會を得まして、此點に付て我々の前にも御聲言あらむことを近き將來に於て期待して居ります。

○議長（公爵德川家達君）　議事日程第一、公爵毛利元昭君、公爵德大寺公弘君、公爵島津忠重君、公爵大山柏君、侯爵德川圀順君、侯爵小松輝久君、侯爵醍醐忠重君、侯爵中山輔親君、伯爵堀田正恒君、子爵松平康民君、男爵古市公威君、男爵西紳六郎君、內田嘉吉君、男爵本多政以君、相馬哲平君、豐川良平君、富永猿雄君、請暇の件、島津公爵、大山公爵小松侯爵、醍醐侯爵公務上會期中、德大寺公爵、中山侯爵、本多男爵、病氣に付き會期中、德川侯爵、堀田伯爵海外旅行に付き會期中、毛利公爵病氣に付き十日間、松平子爵病氣に付き二十六日間、古市男爵病氣に付き十二日間、西男爵病氣に付き二十日間內田嘉吉君海外旅行に付十一日間、相馬君病氣に付き八日間、豐川君病氣に付き二十九日間、富永君病氣に付き十一日間の請暇でございます、何れも許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　議事日程第二、平和條約の實施に伴ふ流通證劵及工業所有權に關する法律案、政府提出、第一讀會本日も通牒文の朗讀は總て省略を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

平和條約の實施に伴ふ流通證劵及工業所有權に關する法律案

〔左の議案は朗讀を經ざるも參照のため茲に載錄す以下之に傚ふ〕

平和條約ノ實施ニ伴フ流通證劵及工業所有權ニ關スル法律案

右勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正九年一月十九日

內閣總理大臣兼司法大臣　原　敬

農商務大臣　山本達雄

平和條約ノ實施ニ伴フ流通證劵及工業所有權ニ關スル法律案

第一條　同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約第三百一條第二項ノ期間ハ六月トシ同條約第三百七條第一項ノ期間ハ一年トス

第二條　同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約第三百七條第二項ノ規定ニ依リ效力ヲ回復シタル特許權、實用新案權若ハ意匠權又ハ之ニ關スル一切ノ權利ノ效力ハ其ノ回復前當該ノ發明、考案又ハ意匠ニ付權利ヲ取得シ又ハ實施ヲ開始シタル者及其ノ承繼人並其ノ權利又ハ實施ニ依リ製作シタル物ニ及ハス

第三條　前二條ノ規定ノ適用ヲ受クル事項ト同樣ノ事項ニシテ同盟及聯合國ト獨逸國以外ノ國トノ平和條約ニ基クモノニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前二條ノ規定ヲ準用スルコトヲ得之ヲ準用シ難キ場合ニ於テハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

附　則

本法ハ同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約實施ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣（山本達雄君）　唯今議題に上りましたる流通證劵及工業所有權の方でございますが、工業所有權の方の說明を申上げます、是は御承知の如く歐洲大戰の結果と致しまして、獨逸に對しまする特許權、實用新案權、意匠權などは、皆それと同時に自由に他の者が手續を履めば此所有權が得られることになつて居りましたのでございます、然るのに今度の平和會議に於きまして、會議中の條約第三百七條の第一項に於きまして、再び舊との者がそれ〳〵の手續を爲して特許料を拂ひ、其他の手續を爲すならば、之を復活し得ることに相成つたのであります、其年限を一箇年以內に於て手續をすれば復活すると云ふことに致したのでございました、續きまして又其間に特許新案意匠などを得て、それ〳〵其權利を得、若くは其特許權を實行しつつある者に對しましては、どこまでも其權利を得られるやうに致したいと云ふ法案でございます、それから又、それと同時に墺地利洪牙利の如き國に對しましても此條約が成立ちますれば矢張りそれと同樣な權利を得させたい其時に於ては勅令に依つて權利の復活をなすことにしたいと云ふ精神でございます、何卒御審議の上御協贊あらむことを願ひます。

○鈴木摠兵衞君　質問を致します、本案に付きましては唯今農商務大臣の御說明で大體は分りましたが尙ほ具體的に伺ひたいと思ひます、それは先きに我國に於きまして戰時工業法を制定せられまして、其規程に依つて權利を得た者は他の國に於て特許或は其他の意匠等の權利を得た品物でも造つて差支ないと云ふことになつて居ります、で今回の法案は其時代の其權利を得た者、造つた者は矢張り其權利を繼續することが出來るか、他の國の者が特許權を回復したにも拘らず差支へない、斯う云ふ趣意と了解して宜しいのですか、念の爲に伺ひます。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣（山本達雄君）　御質問の通りに承知して居ります。

○江木翼君　極めて簡單な質問でございますから當席から……本法案を見ますると極めて簡單な法案でございまするが、一體平和條約の各編を通じてざつと見ますると、此以外にも憲法の第二章以下に定むる所に依りまして法律を以て定むべき所の事柄が多々あるやうに思ふのでございます、而して從來の事例を私共が大體了承いたして居ります所に依りますれば、憲法に於て法律を以て定むべきことを要すると決めました事項を條約が定めましたことは矢張り帝國議會の協贊を經て法律とする、斯う云ふ事例になつて居るやうに思ふのであります、例へば關稅法の如き、例へば著作權法の如き、或は特許權の如き商標法の如き、乃至は度量衡法の如き、苟も條約で臣民の權利義務に關する事項を決めました場合に於ては之を更に法律を以て規定する、斯う云ふ事例を採つて居るやうに思ふのでございまするが、本法案を見ますると極めて簡單な僅に期間であるとか或は效力の瑣末に關することのみを規定して居るやうでございまして、多くは此本體に關する事項に付きましては除いてあるやうに思ひます、是等は從來の事例と甚しく異つて居るやうでありますが、此以外に

も尙ほ此條約に關して多々法律案を御提出になる、斯う云ふ御趣意と了解して宜しいのでございませうか、それとも或は是だけで別に法律案の御提出がないと云ふ斯う云ふ御趣意でございますか、若し果して更に御提出がないと致しまするならば、從來の事例と甚しく異つて居るやうに思ふのでありますが、其點は如何なる御方針に御據りになつたのでありますか、其點を承りたいのでございます。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君) 御答を致しますが、唯今のことは總て法律に關しますることでありまする故農商務當局たる私より御答を申すよりは法制局の方に依つて御答を致すことに致したうございます。

○議長(公爵德川家達君) 法制局の政府委員は今出席して居られませぬが、江木君の御質問は他の機會に御讓りになつては如何ですか。

○江木翼君 敢て此機會でなくても宜しうございます、事柄が判明になれば宜しいと思ひます。

○議長(公爵德川家達君) 然らば出席せられた時に再び御質問を願ひたうございます。

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第三、右議案の審査を付託すべき特別委員の選擧。

○淺田德則君 唯今問題に供せられました所の特別委員の選擧、是は特別の場合を除きまして此會期を通じて議長に一任いたしたいと存じます、どうか御贊成を願ひます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○男爵石黑忠悳君 贊成。

○議長(公爵德川家達君) 淺田君の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ない認めます、特別委員の氏名を書記官をして朗讀致させます。

〔長書記官朗讀〕

平和條約の實施に伴ふ流通證劵及工業所有權に關する法律案特別委員

伯爵奥平昌恭君
子爵大河內正敏君
上山滿之進君
男爵橫山隆俊君
男爵高崎弓彥君
藤田四郎君

橋本圭三郎君
菅原通敬君
大村彥太郎君

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第四、貴族院規則改正の動議、侯爵細川護立君外五名發議、會議。

貴族院規則改正の動議

右提出候也

大正九年一月二十四日

發議者

侯爵細川護立　伯爵廣澤金次郎
男爵中川興長　小牧昌業
荒川義太郎　河村譲三郎

贊成者

伯爵小笠原長幹　子爵實吉安純
子爵靑木信光　子爵酒井忠亮
子爵前田利定　子爵榎本武憲
子爵伊東祐弘　淺田德則
高崎親章　男爵中村雄次郎
男爵村上敬次郎　江木千之
和田彥次郎　男爵宇佐川一正
小松謙次郎　男爵坂本俊篤
男爵阪谷芳郎　男爵內田正敏
男爵平野長祥　男爵千秋季隆
男爵黑田長和　男爵島津久賢
男爵郷誠之助　三宅秀
石渡敏一　山之內一次
鈴木總兵衛　佐藤友右衞門
西川甚五郎

貴族院議長公爵德川家達殿

貴族院規則

第一章　成立

第一條　議員ハ召集ノ詔書ニ指定シタル期日ノ午前九時貴族院ニ集會スヘシ

第二條　集會シタル議員ハ名刺ヲ事務局ニ通スヘシ

第三條　集會シタル議員總議員三分ノ一ニ充チタルトキハ議長ハ議長席ニ著クヘシ

第四條　議員ノ席次ハ皇族ヲ首席トシ其ノ席次ハ宮中ノ列次ニ依ル爵位ヲ有スル議員ヲ次席トシ其ノ席次ハ爵位次第ニ依ル其他ノ議員ノ席次ハ年齡ニ依リ同年月日ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　議長ハ書記官ヲシテ抽籤セシメ總議員ヲ九部ニ配分シ各部ニ號數ヲ附ス
均分スルコト能ハサルトキハ第一部ヨリ以下每部一員ヲ加フヘシ
議長副議長ハ部員ノ中ニ入ラス
部屬定マリタル後議員トナリタル者ノ所屬部ハ議長之ヲ定ム

第六條　部屬ハ每會期ニ之ヲ定ム
臨時會ニ於テハ前會ノ部屬ヲ繼續スヘシ

第七條　各部ハ年長部員ヲ管理者トシ無名投票ヲ以テ部員中ヨリ部長一名ヲ互選シ其ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス得票相同シキ者アルトキハ年長ヲ取リ同年月日ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第八條　部長ハ部ノ事務ヲ整理ス

第九條　各部ハ部員中ヨリ理事一名ヲ互選ス
理事ノ互選ハ部長互選ノ例ニ同シ

第十條　部長又ハ理事ニ選擧セラレタル者ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ任ヲ辭スルコトヲ得ス

第十一條　理事ハ部長故障アルトキ其ノ職務ヲ代理スヘシ

第十二條　部長理事倶ニ故障アルトキハ出席員中ノ首席者部長ノ職務ヲ行フヘシ

第十三條　部屬定マリタルトキハ議長ハ議院成立シタルコトヲ政府及衆議院ニ通知スヘシ

第二章　假議長選擧

第十四條　假議長ノ選擧ハ無名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス得票相同シキ者アルトキハ年長ヲ取リ同年月日ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
議院ハ假議長ノ選擧ヲ議長ニ委任スルコトヲ得

第十五條　假議長ノ選擧ヲ行フ場合ニ於テ議長ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ全院委員長ノ職務ヲ行フヘシ但シ全院委員長故障アルトキ又ハ其ノ選擧未タ施行セラレサルトキハ出席議員中ノ首席者ヲ以テ之ニ充ツ

第三章　委員

第一節　通則

第十六條　委員會ノ審査ハ議院ノ付託シタル事件ノ外ニ涉ルコトヲ得ス

第十七條　委員ハ委員會ニ於テ同一事件ニ付キ幾回タリトモ發言スルコトヲ得

第十八條　委員長ハ委員會ノ會議ヲ整理シ秩序ヲ保持ス

第十九條　委員委員長副委員長主查又ハ理事ニ選擧セラレタル者ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ任ヲ辭スルコトヲ得ス

第二十條　委員會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナル時ハ委員長ノ決スル所ニ依ル
委員長ハ討議スルノ權ヲ妨ケラルルコトナシ

第二節　全院委員

第二十一條　全院委員長ノ選擧ハ無名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス得票相同シキ者アルトキハ年長ヲ取リ同年月日ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條　全院委員長故障アルトキハ第一部長ヲシテ其ノ職務ヲ行ハシムヘシ第一部長亦故障アルトキハ順次ニ第二部長以下ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ

第二十三條　全院委員會ハ議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ討論ヲ用ヰス議院ノ決議ヲ以テ之ヲ開ク

第二十四條　全院委員會ヲ開クコトヲ議決シタルトキハ即時ニ開會スヘシ
即時ニ開會セサルノ議決ヲ爲シタルトキハ議長ハ開會ノ期日ヲ定メ議事日程ニ記載スヘシ

第二十五條　全院委員會ヲ開クトキハ議長其ノ席ヲ退クヘシ
委員長ノ席ハ議長ノ席ヲ以テ之ニ充ツ

第二十六條　全院委員會ニ於ケル動議ハ一人以上ノ贊成者ヲ待チテ議題ト爲スヘシ

第二十七條　全院委員會ハ自ラ其ノ規則ヲ議決スルコトヲ得ス

第二十八條　全院委員會議事ヲ終ルトキハ委員長ハ議長ノ復席ヲ求メ其ノ結果ヲ議院ニ報告スヘシ

第二十九條　全院委員會ハ自ラ延會スルコトヲ得ス若議事終局セサルトキハ委員長ハ議長ノ復席ヲ求メ議事ノ經過ヲ議院ニ報告スヘシ
此ノ場合ニ於テハ議長ハ更ニ開會ノ期日ヲ定メ議事日程ニ記載スヘシ

第三十條　全院委員會ニ於テ議院法若ハ議院規則ニ違ヒ議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ議長ハ委員長ノ請求ヲ待タス其ノ席ニ復シ委員會ヲ解ク

コトヲ得

第三十一條　全院委員會ノ議決スルコトヲ得サル事件生スルトキハ委員長ハ議長ノ復席ヲ求メ其ノ席ヲ退クヘシ

第三十二條　全院委員會ニ於テハ書記官書記官長ノ席ニ著キ委員長ノ指揮ニ依リ其ノ事務ヲ掌理スヘシ

第三節　常任委員

第三十三條　議院ハ毎會期ノ始ニ於テ左ニ列記スル常任委員ヲ選擧ス

一　資格審査委員　九人
二　豫算委員　六十三人
三　懲罰委員　九人
四　請願委員　四十五人
五　決算委員　四十五人

其ノ他議院ニ於テ必要ト認ムルモノ

第三十四條　常任委員ハ各部ニ於テ無名投票ヲ以テ連記選擧シ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス得票相同シキ者アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條　各常任委員ヲ選擧スルハ議院ノ定ムル所ニ依リ各部同一日時ニ於テスヘシ

第三十六條　當選人定マリタルトキハ部長ハ之ヲ議長ニ報告スヘシ

第三十七條　數部ノ選擧ニ當選シタル者ハ其ノ所屬部ノ當選人トス

所屬部ノ外ニ於テ數部ノ選擧ニ當選シタル者ハ部號ノ順序ニ從ヒ其ノ當選人トス

第三十八條　常任委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ其ノ選擧シタル部ニ於テ補闕選擧ヲ行フヘシ

第三十九條　常任委員會ハ無名投票ヲ以テ委員長副委員長各一名ヲ互選シ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス得票相同シキ者アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

委員長及副委員長ノ選擧ヲ終ルマテ委員會ニ關スル事務ハ委員中ノ首席者之ヲ行フヘシ

第四十條　副委員長ハ委員長故障アルトキ其ノ職務ヲ代理スヘシ

第四十一條　議院ニ於テ委員會ノ期日ヲ指定セサルトキハ委員長之ヲ定ム

第四十二條　常任委員會ハ議院ノ會議時間ニ於テ之ヲ開クコトヲ得ス但シ議院ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十三條　常任委員會ハ其ノ付託ヲ受ケタル事件ニ關シ意見ヲ有スル議員アルトキハ其ノ意見ヲ開クコトヲ得

第四十四條　常任委員會ノ審査終ルトキハ報告書ヲ作リ委員長ヨリ議院ニ提出スヘシ

常任委員會ノ決議ニ依リ委員長ハ口述ヲ以テ報告スルコトヲ得但シ議院ハ文書ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

常任委員長ハ委員會ノ決議ヲ經テ其ノ報告ヲ他ノ委員ニ付託スルコトヲ得

議長ニ於テ特ニ祕密ト認ムルモノノ外委員會ノ報告書ハ印刷シテ豫メ之ヲ議員ニ配付スヘシ

第四十五條　議院ハ期限ヲ定メ委員會ヲシテ審査ノ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十六條　常任委員會故ナク其報告ヲ遲延スルトキハ議院ハ委員ヲ改選スルコトヲ得

第四十七條　議院ハ常任委員會ノ報告ヲ受クルノ後再ヒ其事件ノ審査ヲ爲サシメ又ハ委員ヲ改選シテ審査ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十八條　常任委員會ニ於テ少數ヲ以テ廢棄セラレタル意見ヲ議院ニ提出セムト欲スル者出席委員三分ノ一ニ及フトキハ連署シテ其意見ヲ提出スルコトヲ得

少數意見ノ提出者ハ代表者ヲ定メ議院ニ於テ意見ノ趣旨ヲ説明スルコトヲ得

第四十九條　常任委員會ハ委員會議録ヲ作リ出席者ノ氏名表決ノ數決議ノ要領及其ノ他重要ノ事件ヲ記載スヘシ

第五十條　常任委員會議録ハ委員長及副委員長之ニ署名シ又ハ記名捺印シ事務局ニ保存スヘシ

第五十一條　常任委員會ハ其ノ事務ヲ捷速ナラシムル爲ニ分テ數科ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各科ニ主査副主査各一名ヲ互選スヘシ主査及副主査ノ互選ニ付テハ第三十九條第一項ノ規定ヲ適用ス

主査ハ議院ニ於テ委員長ノ報告ヲ補足スルコトヲ得

副主査ハ主査故障スルトキ其ノ職務ヲ代理スヘシ

第四節　特別委員

第五十二條　特別委員ノ數ハ九名トス但シ付託事件ノ種類ニ由リ議院ノ議決ヲ以テ之ヲ增加スルコトヲ得

第五十三條　特別委員ハ議院ニ於テ無名投票ヲ以テ連記選擧シ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス得票相同シキ者アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

議院ハ特別委員ノ選擧ヲ議長又ハ各部ニ委任スルコトヲ得

第五十四條　特別委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ其ノ選擧シタル方法ニ從ヒ補闕選擧ヲ行フヘシ

第五十五條　議院ハ連繫スル數事件ヲ併セテ之ヲ同一ノ委員ニ付託スルコトヲ得議長第五十三條第二項ノ規定ニ依リ委任ヲ受ケタル場合亦同シ

第五十六條　本章第三節第三十九條ヨリ第五十條ニ至ルマテノ規定ハ之ヲ特別委員ニ適用ス

第四章　開議散會及延會

第五十七條　會議ハ通常午前十時ニ始ム

第五十八條　議事日程ニ記載シタル議事ヲ終リタルトキハ議長ハ議院ニ諮ハスシテ散會ヲ宣告ス議事未タ終ラサルモ午後四時ニ至ルトキハ議長ハ延會ヲ宣告スルコトヲ得但シ緊急ノ議事ニ付テハ此限ニ在ラス

第五十九條　議事開始ノ時刻ニ至ルトキハ議長其ノ席ニ著キ諸般ノ事項ヲ報告シテ後ニ會議ヲ開クコトヲ宣告ス

第六十條　出席議員若定足數ニ充タサルトキハ議長ハ相當ノ時間ヲ經テ之ヲ計算セシメ計算二回ニ至リ仍定足數ニ充タサルトキハ延會ヲ宣告スヘシ

會議中退席者アリテ定足數ヲ闕キタルトキ亦同シ

第五章　議事日程

第六十一條　凡テ議院ノ會議ニ付スヘキ事件及次序並開議ノ日時ハ之ヲ議事日程ニ記載スヘシ

第六十二條　議長ハ會議ノ終ニ於テ次會ノ議事日程ヲ議院ニ報告スヘシ但シ日程未タ定マラサル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第六十三條　議事日程ハ官報ニ掲載シ及議員ニ配付スヘシ

第六十四條　議事日程ニ某議案ノ會議時刻ヲ定メタル場合ニ於テ其ノ時刻ニ至リタルトキハ議長ハ會議中ノ議事ヲ中止シテ時刻ヲ定メタル事件ノ會議ニ移ルヘシ

第六十五條　議事日程ニ記載シタル事件ノ順序ヲ變更シ若ハ他ノ緊急事件ニ付キ議事日程ニ追加スルノ動議ヲ起ス者アルトキ又ハ議長其ノ必要ヲ認ムルトキハ討論ヲ用ヰスシテ議院ニ諮ヒ議事日程ヲ變更スルコトヲ得

第六十六條　議事日程ニ指定シタル日ニ於テ其ノ記載事件ノ會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ會議終局ニ至ラサルトキハ議長ハ更ニ其ノ日程ヲ定ムヘシ

第六十七條　衆議院ニ於テ既ニ會議ニ付シタル議案ト同一ナル事件ハ之ヲ議事日程ニ記載スルコトヲ得ス

但シ兩議院ノ議決ヲ要セサルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六十八條　衆議院ヨリ提出シタル議案ハ政府ヨリ提出シタル議案ニ次キ議事日程ニ記載スヘシ

第六章　議事及質問

第一節　發議及動議

第六十九條　議員法律案上奏案建議案又ハ決議案ヲ發議セムトスルトキハ其ノ案ヲ具ヘ定規ノ贊成者ト共ニ連署シテ豫メ議長ニ提出シ議長ハ之ヲ印刷セシメテ各議員ニ配付スヘシ但シ緊急事件ニ付テハ發議者議場ニ於テ其ノ案ヲ朗讀シ定規ノ贊成者ヲ求メテ之ヲ提出スルコトヲ得

第七十條　議院法及此ノ規則ニ於テ特ニ規定シタル場合ヲ除ク外凡ソ動議ハ一人以上ノ贊成者ヲ待チテ議題ト爲スヘシ

第七十一條　議題トナリタル議員ノ發議ハ議院ノ許可ヲ經ルニ非サレハ之ヲ撤回スルコトヲ得ス

第二節　讀會

第七十二條　第一讀會ハ議案ヲ各議員ニ配付シタル後少クトモ二日ヲ經テ之ヲ開クヘシ但シ緊急事件ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七十三條　第一讀會ニ於テ議案ヲ朗讀シタル後國務大臣政府委員又ハ發議者ノ趣旨ヲ説明スルコトヲ得

議長ハ便宜議案ノ朗讀ヲ省略セシムルコトヲ得

第七十四條　前條ノ手續ヲ終リタルトキハ政府又ハ衆議院ヨリ提出シタル議案ハ之ヲ委員ニ付託スヘシ

議院ハ委員會ノ報告ヲ待チ大體ニ付キ討論シタル後第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ

議員ヨリ提出シタル議案ハ大體ニ付キ討論シタル後第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ若委員ニ付託スルノ動議アリテ之ヲ可決シタルトキハ其ノ報告ヲ待チ第二讀會ヲ開クヘキヤ否ヲ決スヘシ

第二讀會ヲ開クヘカラスト決シタルトキハ其ノ議案ヲ廢棄シタルモノトス

第七十五條　第二讀會ハ第一讀會ヲ終リタル後少クトモ二日ヲ經テ之ヲ開クヘシ但シ議長必要ト認ムルトキ又ハ議員ノ動議アルトキハ議長ハ議院ニ諮ヒ時日ヲ短縮シ又ハ第一讀會ト同日ニ之ヲ開クコトヲ得

第七十六條　第二讀會ニ於テハ議案ヲ逐條朗讀シテ之ヲ議決スヘシ

議長ハ便宜朗讀ヲ省略セシムルコトヲ得

第七十七條　第二讀會ニ於テハ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ提出スルコトヲ得

議員ハ讀會ノ前豫メ修正案ヲ議長ニ提出スルコトヲ得

第七十八條　議長ハ逐條審議ノ順序ヲ變更シ又ハ數條ヲ連ネ又ハ一條ヲ分割シテ討論ニ付スルコトヲ得但シ議員異議ヲ申立テ一人以上ノ贊成者アルトキハ討論ヲ用ヰスシテ議院ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ

第七十九條　第三讀會ニ於テハ第二讀會ノ決議ヲ以テ議案トス

議長ハ便宜朗讀ヲ省略セシムルコトヲ得

第八十條　第三讀會ハ第二讀會ノ後少クトモ二日ヲ經テ之ヲ開クヘシ但シ議長必要ト認ムルトキ又ハ議員ノ動議アルトキハ議長ハ議院ニ諮ヒ時日ヲ短縮シ又ハ第二讀會ト同日ニ之ヲ開クコトヲ得

第八十一條　第三讀會ニ於テハ議案全體ノ可否ヲ議決スヘシ

第八十二條　第三讀會ニ於テハ文字ヲ更正スルノ外修正ノ動議ヲ爲スコトヲ得ス但シ議案中互ニ牴觸スル事項又ハ現行法律ト牴觸スル事項アルコトヲ發見シタルトキ必要ノ修正ヲ動議スルハ此ノ限ニ在ラス

第三節　發言

第八十三條　議事日程ニ記載シタル議題ニ對シ發言セムト欲スル者ハ會議開始ノ前ニ豫メ其ノ氏名及反對又ハ贊成ノ旨ヲ書記官ニ通告スルコトヲ得

第八十四條　書記官ハ前條通告ノ順序ニ由リ之ヲ發言表ニ記入シ議長ニ報告スヘシ議長ハ討論ヲ始ムルニ當リ發言表ニ依リ反對者ヲシテ最初ニ發言セシメ次ニ贊成者及反對者ヲ可成交互ニ指名シテ發言セシムヘシ

前項ノ指名ニ應セサル者ハ通告ノ効ヲ失フ

第八十五條　通告ヲ爲サヽル議員ハ通告ヲ爲シタル議員總テ發言ヲ終リタル後ニ非サレハ發言ヲ求ムルコトヲ得ス

通告ヲ爲シタル甲方ノ議員未タ發言ヲ終ラスト雖乙方ノ議員既ニ發言ヲ終リタルトキハ通告ヲ爲サヽル乙方ノ議員發言ヲ求ムルコトヲ得

第八十六條　通告ヲ爲サスシテ發言セムト欲スル者ハ起立シテ議長ト呼ヒ及自己ノ氏名ヲ呼ヒ議長ノ許可ヲ待チテ發言スヘシ

第八十七條　二人以上起立シテ發言ヲ求ムルトキハ議長ハ先起立者ト認ムル者ヲ指名シテ發言セシムヘシ

第八十八條　議長開議ヲ宣告スル前及散會延會又ハ會議中止ヲ宣告シタル後ハ何人モ議事ニ付キ發言スルコトヲ得ス

第八十九條　停會延會又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ發言ヲ中止セラレタル議員ハ更ニ會議ヲ開クトキニ於テ前ノ發言ヲ繼續スルコトヲ得

第九十條　議題ニ對スル發言ハ演壇ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ特ニ議長ノ許可ヲ得タルトキ又ハ極メテ簡單ナル發言ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九十一條　國務大臣及政府委員ノ發言ハ演壇ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ特ニ議長ノ許可ヲ得タルトキ又ハ極メテ簡單ナル發言ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九十二條　議長ハ何時ニテモ議席又ハ國務大臣及政府委員席ニ於テ發言スル者ヲシテ演壇ニ於テ發言セシムルコトヲ得

第九十三條　討論ハ議題外ニ渉ルコトヲ得ス

第九十四條　議員ハ同一ノ議題ニ付キ發言二回ニ及フコトヲ得ス但シ質疑應答又ハ注意ノ喚起ハ此ノ限ニ在ラス

第九十五條　委員長又ハ報告者ハ其ノ報告ノ趣旨ヲ說明スル爲ニ數回ノ發言ヲ爲スコトヲ得

國務大臣政府委員發議者及動議者ハ議案又ハ動議ノ趣旨ヲ說明スル爲ニ數回ノ發言ヲ爲スコトヲ得

第九十六條　資格ニ付キ異議ヲ申立テラレタル議員又ハ懲罰事犯アリト告ケラレタル議員ハ辯明ノ爲ニ數回ノ發言ヲ爲スコトヲ得

第九十七條　議員ハ會議ニ於テ意見書ヲ朗讀スルコトヲ得ス但シ引證ノ爲ニ文書ヲ朗讀スルハ此ノ限ニ在ラス

國務大臣政府委員及委員長又ハ報告者ハ理由書又ハ報告書ヲ朗讀スルコトヲ得

第九十八條　議長自ラ討論ニ與カラムトスルトキハ議席ニ著キ副議長ヲシテ議長席ニ著カシムヘシ

第九十九條　議長討論ニ與カリタルトキハ其ノ問題ノ表決ニ至ルマテ議長席ニ復スルコトヲ得ス

第百條　議場ニ於テ議員ヲ呼フトキハ敬稱ヲ用ウヘシ

第百一條　議長ハ討論ノ終局ヲ宣告ス

第百二條　發言者未タ盡キスト雖議員討論終局ノ動議ヲ提出シ二十人以上ノ贊成者アルトキハ議長ハ討論ヲ用ヰスシテ議院ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ

討論終局ノ動議ハ贊否各二人以上ノ發言アリタル後ニ非サレハ之ヲ提出スルコトヲ得ス但シ一方ノミ二人以上發言シ他ノ一方ニ於テ發言ノ要求者ナキ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第百三條　討論終局ノ動議成立シ若ハ討論終局シタル後本議題ニ關シ國務大臣又ハ政府委員ノ發言アリタルトキハ更ニ討論ニ入リタルモノト看做ス

第百四條　討論終局ノ後未タ議題トナラサル修正ノ成案アルトキハ議長ハ之ヲ議院ニ報告シ其ノ未タ定規ノ贊成者ヲ具ヘサルモノハ贊成者ノ有無ヲ問ヒタル後其ノ成案ニ關シ更ニ討論ヲ開クヘキヤ否ヲ討論ヲ用ヰスシテ表決ニ付スヘシ若討論ヲ開クヘカラスト決スルトキハ直ニ之ヲ表決ニ付スヘシ

委員付託ノ動議ハ討論終局ノ後ト雖之ヲ提出スルコトヲ得但シ本議題ノ可否ニ論及スルコトヲ得ス

第百五條　問題ニ對シ質疑續出シテ容易ニ終局セサルトキハ議員ハ質疑ヲ終局スルノ動議ヲ提出スルコトヲ得此ノ動議ニハ第百二條第一項ノ規定ヲ適用ス

第四節　修正

第百六條　議案ニ對スル修正ノ動議ハ其ノ案ヲ具ヘ定規ノ贊成者ト共ニ連署シテ豫メ議長ニ提出シ議長ハ之ヲ印刷セシメテ各議員ニ配付スヘシ

但シ動議者議場ニ於テ其ノ案ヲ朗讀シ定規ノ贊成者ヲ求メテ之ヲ提出スルコトヲ得

第百七條　委員會ノ報告ニ係ル修正ハ贊成者ヲ待タスシテ議題ト爲スヘシ

第百八條　同一ノ議題ニ付キ數箇ノ修正案提出セラレタル場合ニ於テハ其ノ原案ニ最モ遠キモノヨリ順次之ヲ表決ニ付スヘシ

前項表決ノ順序ハ議長之ヲ定ム但シ議員異議ヲ申立テ一人以上ノ贊成者アルトキハ討論ヲ用ヰスシテ議院ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ

第百九條　議員ノ提出シタル修正案ハ委員會ノ提出シタル修正案ニ先チテ表決ヲ取ルヘシ

第百十條　議題トナリタル修正ノ動議ハ議院ノ許可ヲ經ルニ非サレハ之ヲ撤回スルコトヲ得ス

一議員ノ撤回シタル動議ハ他ノ議員定規ノ贊成者ト共ニ之ヲ繼續スルコトヲ得

第百十一條　修正案總テ否決セラレタルトキハ原案ニ就テ表決ヲ取ルヘシ

第五節　表決

第百十二條　表決ニハ條件ヲ付スルコトヲ得ス

第百十三條　表決ノ際議場ニ現在セサル議員ハ表決ニ加ハルコトヲ得ス

第百十四條　議員表決ヲ取ラムトスルトキハ表決ニ付スヘキ問題ヲ議院ニ宣告スヘシ

議長表決ニ付スヘキ問題ヲ宣告シタル後ハ議員ハ議題ニ付キ發言スルコトヲ得ス

第百十五條　第七十八條ノ規定ニ依リ討論ヲ爲シタルトキハ議長ハ其ノ討論ノ順序ニ由リテ表決ニ付スルコトヲ得但シ議員異議ヲ申立テ一人以上ノ贊成者アルトキハ討論ヲ用ヰスシテ議院ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ

第百十六條　議長表決ヲ取ラムトスルトキハ問題ヲ可トスル者ヲ起立セシメ起立者ノ多少ヲ認定シ可否ノ結果ヲ宣告スヘシ其ノ結果疑ハシト認

ムルトキ又ハ議員議長ノ宣告ニ對シ異議アルトキハ反對者ヲ起立セシメテ之ヲ反證シ仍疑ハシト認ムルトキ又ハ議員仍異議ヲ中立テ十人以上ノ贊成者アルトキハ議長ハ書記官ニ命シ議員ノ氏名ヲ點呼セシメ議員ハ起立シテ可否ヲ表スヘシ

氏名點呼ノ結果ニ付キ仍議員ヨリ異議ヲ中立テ二十人以上ノ贊成者アルトキハ議長ハ記名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

第百十七條　議長ハ問題ニ付キ異議ノ有無ヲ議院ニ諮フコトヲ得異議ナシト認ムルトキハ可決ノ旨ヲ宣言スヘシ但シ議員問題ニ付キ又ハ議長ノ宣告ニ對シ異議アルトキハ本節ニ規定スル他ノ方法ニ依リ表決ヲ取ルヘシ

第百十八條　議長必要ト認ムルトキ又ハ議員二十人以上ノ要求アルトキハ起立ノ方法ヲ用キスシテ記名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

第百十九條　記名投票ヲ行フ場合ニ於テハ問題ヲ可トスル議員ハ白色票ニ問題ヲ否トスル議員ハ青色票ニ各々其ノ氏名ヲ記シ投票函ニ投入スヘシ

第百二十條　議長必要ト認ムルトキ又ハ議員二十人以上ノ要求アルトキハ無名投票ヲ以テ表決ヲ爲サシムヘシ

第百二十一條　無名投票ヲ行フ場合ニ於テハ問題ヲ可トスル議員ハ白球ヲ問題ヲ否トスル議員ハ黑球ヲ特ニ設ケタル函ニ投入シ同時ニ其ノ名刺ヲ名刺函ニ投入スヘシ

第百二十二條　氏名點呼又ハ記名若ハ無名投票ヲ行フトキハ議場ノ入口ヲ閉鎖スヘシ

第百二十三條　投票ヲ終リタルトキハ議長ハ其ノ結果ヲ宣告スヘシ

第百二十四條　議員ハ自己表決ノ更正ヲ求ムルコトヲ得ス

第七節　豫算會議

第百二十五條　豫算ノ會議ハ三讀會ヲ經ルヲ要セス

第百二十六條　豫算委員會豫算案ヲ數部ニ分割シタルトキハ毎部ノ審査終ルニ從ヒ會議ヲ開クコトヲ得

豫算各部ノ議事ヲ終リタルトキハ總額ニ付キ確定ノ議決ヲ爲スヘシ

第百二十七條　豫算ノ會議ニ於テ更ニ審査ヲ必要トスル事項ヲ發見シタルトキハ其ノ事項ニ限リ再ヒ豫算委員ニ付託シ之ヲ審査セシムルコトヲ得

第七節　質問

第百二十八條　議員質問主意書ヲ提出シタルトキハ議院ニ於テ質問ノ趣旨ヲ説明スルコトヲ得

前項ノ説明ニ對シ他ノ議員ハ意見ヲ述フルコトヲ得ス

第七章　議事錄及速記錄

第一節　議事錄

第百二十九條　議事錄ハ左ノ事項ヲ記載ス

一　議院成立及開會閉會停會ニ關スル事項及年月日時

二　開議延會會議中止及散會ノ月日時

三　出席國務大臣及政府委員ノ氏名

四　勅語及勅旨

五　議長及委員長報告ノ件

六　會議ニ付シタル議案ノ題目

七　議題トナリタル動議及動議者ノ氏名

八　決議ノ事件

九　表決及可否ノ數ヲ計算シタルトキハ其ノ數

十　議院ニ於テ必要ト認メタル事項

第百三十條　議員議事錄ニ記載シタル事實ニ對シテ異議アルトキハ議長ハ書記官長ヲシテ答辯セシムヘシ議員其ノ答辯ニ服セス又ハ議長ノ處置ニ對シ不服ナルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ表決ヲ取ルヘシ

第百三十一條　議事錄ハ議長又ハ當日ノ會議ヲ整理シタル副議長若ハ假議長及書記官長又ハ其ノ代理タル書記官之ニ署名シ又ハ記名捺印スヘシ

第二節　速記錄

第百三十二條　議事速記錄ハ速記法ニ依リ議事ヲ記載ス

第百三十三條　議院法第八十七條ニ依リ議長取消ヲ命シタル發言ハ速記錄ニ記載セス

第百三十四條　發言シタル議員ハ速記錄配付ノ當日午後六時マテニ其ノ訂正ヲ求ムルコトヲ得但シ訂正ハ字句ニ止マリ發言ノ趣旨ヲ變更スルコトヲ得ス國務大臣及政府委員ノ發言ニ付キ亦同シ

速記錄ノ訂正ニ對シ議員異議ヲ申立テ一人以上ノ贊成者アルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ

第八章　上奏建議及議案ノ奏上

第百三十五條　議院上奏シ又ハ勅語及勅旨ニ對シ奉答ノ敬禮ヲ表セムトスルトキハ議長ハ宮内大臣ニ依リ謁見ヲ請フヘシ

第百三十六條　議院ノ建議書ハ議長ヨリ内閣總理大臣ニ提出スヘシ

第百三十七條　議案ヲ奏上スル場合ハ内閣總理大臣ヲ經由スヘシ

第九章　請願

第百三十八條　議院ハ請願者ノ住所身分年齡ヲ記シ各自署名捺印シタル請願書ニ非サレハ受理セス但シ請願者自ラ署名スル能ハサルトキ他人ヲシテ代署セシメ自ラ捺印スルモノハ此ノ限リ在ラス

第百三十九條　法人ノ請願書ハ代表者之ニ署名シ法人ノ印章ヲ捺スヘシ

第百四十條　請願ヲ紹介スル議員ハ請願書ノ表紙ニ署名シ又ハ記名捺印スヘシ

第百四十一條　請願委員會ハ請願提出ノ順序ニ依リ之ヲ審査スヘシ

第百四十二條　議員簡單ナル説明書ヲ以テ一ノ請願ニ對シ至急ノ審査ヲ議院ニ要求スルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ表決ヲ取リ時日ヲ限リ請願委員ニ付託スヘシ

第百四十三條　請願文書表ニハ請願ノ趣旨提出ノ年月日請願者ノ住所身分氏名紹介議員ノ氏名ヲ記スヘシ

請願者數名アルトキハ請願者某及外幾名ト記スヘシ

第百四十四條　請願文書表ハ議長之ヲ印刷セシメテ毎週一回議員ニ配付スヘシ

請願書ハ議院ノ決議ニ依ルニ非サレハ印刷配付セス

第百四十五條　請願委員會ハ審査ノ結果ニ從ヒ左ノ區別ヲ爲シ議院ニ報告スヘシ

一　議院ノ會議ニ付スヘキモノ

二　議院ノ會議ニ付スルヲ要セストスルモノ

第百四十六條　請願委員會ハ議院ノ會議ニ付スヘシトスルノ請願ニ付テハ特別ノ報告ヲ爲スヘシ

第百四十七條　請願委員會ニ於テ議院ノ會議ニ付スルヲ要セストスルノ報告ニ對シ一週間内ニ議員ヨリ會議ニ付スルノ要求ヲ爲ス者ナキトキハ委員會ノ決議ヲ以テ確定トス

第百四十八條　請願書ハ會議ニ付スルモ之ヲ朗讀セス但シ議員朗讀ヲ要求スル者アルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ

第十章　請暇及辭職

第一節　請暇

第百四十九條　議員事故ノ爲ニ數日間議院ニ出席スルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ具ヘ日數ヲ定メテ豫メ請暇書ヲ差出シ許可ヲ受クヘシ

公務又ハ疾病若ハ一時已ムヲ得サル事故アリテ議院ニ出席スルコトヲ得サルトキハ其ノ理由ヲ具ヘ闕席屆書ヲ差出スヘシ

第百五十條　請暇ノ許可ヲ得議院所在ノ地ヲ離ルル者ハ其ノ出發及歸著ノ時ニ於テ議長ニ屆出ツヘシ

第百五十一條　議員請暇ノ許可ヲ得タル日限ニ至リ事故ニ由リ仍議院ニ出席スルコトヲ得サルトキハ其ノ理由ヲ具ヘ日數ヲ定メテ更ニ請暇書ヲ差出シ許可ヲ受クヘシ

第百五十二條　請暇ノ許可ヲ得タル議員其ノ請暇ノ期限内ニ議院ニ出席スルトキハ請暇許可ノ効ヲ失フ

第二節　辭職

第百五十三條　伯子男爵被選議員及勅任議員辭職セムトスルトキハ議長ヲ經由シテ之ヲ奏請スヘシ

第百五十四條　辭表中不敬又ハ無禮ノ言辭アリト認ムルトキハ議長ハ其ノ辭表ヲ懲罰委員ニ付シテ審査報告セシメ議院ニ諮フテ後之ヲ處分スヘシ

第十一章　警察及秩序

第一節　警察

第百五十五條　議長ハ守衞及警察官吏ヲ指揮シテ議院内部ノ警察權ヲ施行ス

第百五十六條　守衞ハ議院建物内警察官吏ハ議院建物外ノ警察ヲ爲ス

第百五十七條　議院ノ防火點燈導水煖爐及衞生ニ關スル事項ハ守衞之ヲ監督ス

第百五十八條　議院内部ニ於テ禁錮以上ノ刑ニ該ル罪ノ現行犯人アルトキハ守衞又ハ警察官吏ハ

之ヲ逮捕シテ議長ノ命令ヲ請フヘシ但シ議場ニ於テハ議長ノ命令ヲ待タスシテ逮捕スルコトヲ得ス

第二節　議場內ノ秩序

第百五十九條　議員議場ニ入ルトキハ「フロツクコート」又ハ「モーニングコート」若ハ羽織袴ヲ著スヘシ總テ異樣ノ服裝ヲ爲スヘカラス

第百六十條　議員議場ニ入ルトキハ外套傘杖ノ類ヲ携帶スヘカラス帽子ヲ著スヘカラス但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ議長ノ許可ヲ得テ杖ヲ携帶スルコトヲ得

第百六十一條　議場內ニ於テ喫煙スヘカラス

第百六十二條　議員ハ參考ノ爲ニスルモノヲ除ク外議事中新聞紙及書籍ヲ閱讀スルコトヲ得ス

第百六十三條　何人モ議事中濫ニ發言シ又ハ喧噪シテ他人ノ發言及朗讀ヲ妨クルコトヲ得ス

第百六十四條　議長號鈴ヲ鳴ラストキハ議員ハ總テ沈默スヘシ

第百六十五條　凡ソ秩序ノ問題ハ議長之ヲ決ス但シ議長ハ議院ニ諮ヒ之ヲ決スルコトヲ得

第十二章　傍聽

第百六十六條　傍聽席ヲ分テ皇族席外國外交官席高等官席　衆議院議員席　公衆席及新聞記者席トス

第百六十七條　外國外交官ノ傍聽ヲ求ムル者アルトキハ外務省ノ照會ニ依リ書記官長ハ其ノ員數ヲ限リ傍聽券ヲ該省ニ送付スヘシ

第百六十八條　官吏ノ傍聽ヲ求ムル者アルトキハ所屬官廳ノ照會ニ依リ書記官長ハ其ノ員數ヲ限リ傍聽券ヲ其ノ官廳ニ送付スヘシ

第百六十九條　公衆ノ傍聽ヲ求ムル者ハ議員ノ紹介ニ依ルヘシ

書記官長ハ豫メ公衆傍聽券ノ員數ヲ定メ之ヲ各議員ニ配付ス

第百七十條　議事開始ノ後一時間ヲ經過シ仍傍聽席ニ空位アリテ議員ノ紹介アルトキハ書記官長ハ傍聽券ヲ交付スルコトヲ得

第百七十一號　新聞社及通信社ノ爲ニ一會期ニ通スル傍聽章ヲ交付ス

前項傍聽章ノ員數ハ每會期ノ始ニ於テ之ヲ定ム

第百七十二條　傍聽人ハ傍聽券又ハ傍聽章ヲ守衛ニ示シ其ノ指示スル所ノ席ニ著クヘシ

第百七十三條　凡ソ傍聽席ニ在ル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一　羽織袴又ハ洋服ヲ著スヘシ

二　帽子又ハ外套ヲ著スヘカラス

三　傘杖ノ類ヲ携帶スヘカラス

四　飲食又ハ喫煙スヘカラス

五　議員ノ發言ニ對シ可否ヲ表スヘカラス

六　喧擾ニ渉リ議事ヲ妨害スヘカラス

第百七十四條　戎器兇器ヲ携持シタル者及酩酊シタル者ハ傍聽席ニ入ルコトヲ許サス

第百七十五條　何等ノ事由アルモ傍聽人ハ議場ニ入ルコトヲ得ス

第百七十六條　祕密會議ヲ開クノ決議アリタルトキ又ハ傍聽席騷擾ナルニ由リ總テノ傍聽人ヲ退場セシムルトキハ議長ハ守衛ヲシテ其ノ命令ヲ執行セシムヘシ

第十三章　懲罰

第百七十七條　會議ニ於テ懲罰事犯アルトキハ議長ハ會議ヲ中止シ又ハ犯人ヲ退場セシムルコトヲ得

第百七十八條　委員會ニ於テ懲罰事犯アルトキハ委員長ハ委員會ヲ中止スルコトヲ得

第百七十九條　委員長又ハ部長ニ於テ懲罰事犯ト認メサル事件ニ付テモ委員又ハ部員ハ議院法第九十八條ニ依リ懲罰ノ動議ヲ議院ニ提出スルノ權ヲ失ハス

第百八十條　議院法第九十八條第一項ノ場合ニ於テハ議長ハ討論ヲ用ヰスシテ表決ヲ取リ之ヲ懲罰委員ニ付スヘシ

第百八十一條　懲罰事犯ノ議事ハ祕密會議ヲ以テス

第百八十二條　議員ハ自己ノ懲罰事犯ノ會議ニ列席スルコトヲ得ス但シ議長ノ許可ヲ經テ自ラ辯明シ又ハ他ノ議員ヲシテ代リテ辯明セシムルコトヲ得

第百八十三條　懲罰委員會ハ議長ヲ經由シテ本人及關係議員ヲ召喚訊問スルコトヲ得

第百八十四條　議長ノ制止又ハ取消ノ命ニ從ハサル者ハ議長議院法第八十七條ニ依リ之ヲ處分スルノ外仍懲罰事犯トシテ懲罰委員ニ付スルコトヲ得

第百八十五條　公開議場ニ於テ謝辭ヲ表セシメムトスルトキハ懲罰委員會之ヲ起草シ其ノ報告ト共ニ之ヲ議長ニ提出スヘシ

第百八十六條　議院ノ命令ニ抵抗シ又ハ議長ノ職權ヲ侮辱シタル者及同會期中譴責セラルルコト三回ニ至リ更ニ譴責ニ當ルヘキ事犯アル者ニ對シテハ出席ヲ停止スルコトヲ得

第百八十七條　出席停止ハ一箇月ヲ超ユルコトヲ得ス

第百八十八條　出席ヲ停止セラレタル者委員ナルトキハ解任セラレタルモノトス

第百八十九條　出席ヲ停止セラレタル者其ノ停止期限內ニ議場ニ入ルトキハ議長ハ直ニ退去ヲ命シ其ノ命ニ從ハサルトキハ必要ノ處分ヲ爲シ更ニ懲罰委員ニ付スヘシ

第百九十條　議院法第九十一條ノ禁ヲ犯シ其ノ情特ニ重キ者及同會期中出席ヲ停止セラルルコト三回ニ至リ更ニ出席停止ニ當ルヘキ事犯アルトキハ除名ノ手續ヲ爲スコトヲ得

第百九十一條　凡ソ議院ノ騷擾ヲ釀シ又ハ議院ノ體面ヲ汚スヘキ所行ニシテ其ノ情重キ者ハ出席ヲ停止シ又ハ除名ノ手續ヲ爲スコトヲ得

第百九十二條　議院懲罰ヲ議決シタルトキハ議長ハ公開議場ニ於テ之ヲ宣告ス

第百九十三條　議長ハ懲罰事犯ト認ムル所ノ發言ノ一部又ハ全部ヲ公布スルコトヲ禁スルコトヲ得

第十四章　衆議院トノ關係

第百九十四條　議案ヲ衆議院ニ移ストキハ議長ハ書記官ヲ派シ之ヲ衆議院書記官ニ傳達セシム

第百九十五條　衆議院ヨリ議案ヲ受取リタルトキハ議長ハ之ヲ議院ニ報告スヘシ

第百九十六條　協議委員ノ選擧ハ第五十三條及第五十四條ノ規定ヲ適用ス

第百九十七條　議院法第五十五條ニ依リ衆議院ヨリ回付シタル修正案ヲ議シ及協議會ノ報告ヲ議スルニハ三讀會ヲ經ルヲ要セス

第百九十八條　協議會ニ於ケル貴族院ノ委員ハ其ノ報告委員ヲ互選スルコトヲ得

第百九十九條　協議委員ノ數協議會ノ定足數及決議ノ方法並協議會議長ノ權限ハ議院法第六十一條ニ依リ委員ヲ派シ兩院協議シテ之ヲ定ムヘシ

第十五章　補則

第二百條　凡ソ議院規則ノ疑義ハ議長之ヲ決ス但シ議長ハ議院ニ諮ヒ之ヲ決スルコトヲ得

〔伯爵廣澤金次郎君演壇に登る〕

○伯爵廣澤金次郎君　本日は細川侯爵の缺席に付きまして發議者の一人として私より此貴族院規則改正案の趣旨を極く簡單に申上げます、改正案の趣旨を說明するに先だちまして是迄の此提出になりました經過を一應申上げたいと考へます、第四十一議會閉會後貴族院內の各派を代表せらるゝ所の諸君と會合いたしまして、即ち閉會中に一種の協議會を昨年の五月より十月に亘りまして約十數回の會議を開きまして、而して熟議の結果出來上りましたのが御手許に届いて居ります所の改正案でございます、尙ほ附加へて申上げて置きまするが、是れ等の協議會に於きましては事貴族院內のことに關係いたしまするから特に事務局の書記官の御方々にも御出席を煩はしまして、種々說明を請ひました結果茲に至つたのであります、御承知の如く現行の貴族院規則は第一回の議會に制定されまして、爾後一部の改正はあつたのでありますが、例へて申せば委員の選擧又委員數の增加、又討論終局の動議に關しては一二の改正がありましたのでありますが、多くは慣例に依つて規則の不備を補つて實際の運用に供して來たのが今日までの經過であります、併しながら、是れ等の慣例と言ひまするものが、段々年々人も更りまするし、議員も更りまするし、事務局の職員も更ると云ふ世の中でありますから、是等の慣例を明文に現はすのが今日が時機であらうと云ふのが第一の理由であります、故に今日まで慣例に依りましたものを總て此改正と同時に明文に掲げたのであります、其他にも改正の點がありまするが、例へば、常任委員の數を增加いたして居りまするが、常任委員の數と申しまするは請願委員と決算委員の數を本改正の中には增加して居りまするが、是等は先づ時勢の要求に應じまして是等の委員も相當に增加するが宜からうと云ふことで此改正と同時に改正を加へたのであります、其外は重もに字句の修正でありまして、字句の修正の中には今日貴族院規則中にありまする文字が當時の法制の用語と違つて居るのがありまするから、是等は統一いたしまして諸法律にある字句と同樣にすると云ふので字句の修正を加へた點が多々あ

るのであります、是等は殆ど改正の要旨でありまして、其他にも或る諸君などはもう少し根本に亘つて改正を加へたいと云ふやうな御議論もありましたけれども、奈何せむ議院法と關聯したる點が種々あるのであります、而して諸君の御承知の如く議院法なるものは所謂憲法附屬の法律でありまして、且又是は當院一院のみに關係した法律でなく、衆議院にも關係して居る法律でありますから、是は又他日機會があらうと思ひまする故に議院法に關係したる改正は此改正の中にはまるで無いと云ふ事を御承知を願ひます、先づ以上は極く簡單に申上げました貴族院規則改正の動議の趣旨であります、其他一々逐條に亘りまして申上げますると中々時間を要しまするから、何れ是も特別委員に付託されると云ふ希望を有つて居りまするので委員に付託されました上、委員會に於て逐條に亘つて審議した方が便宜かと考へますから、今日は詳細の説明は私よりは致しませぬから何分宜しく御諒承を願ひます、

○伯爵廣澤金次郎君　別に御質問がありませぬければ本案も他の法律案と同樣三讀會の順序を經ることに致したいと存じます、而して矢張り他の法律案同樣特別委員に付託すると云ふ動議を提出いたします而して此委員の數は十八名としまして、矢張り其選擧は議長に御一任と云ふ動議を提出いたします。

○子爵前田利定君　贊成いたします。

○男爵阪谷芳郎君　贊成

〔其他「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　廣澤伯爵の此貴族院規則改正の動議に讀會の順序を經ると云ふことに御異存ございませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、而して特別委員十八名に付託すると云ふことにも御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　特別委員の氏名を御報告に及びます

〔長谷川書記官朗讀〕

貴族院規則改正の動議特別委員

侯爵花山院　親家君
伯爵松浦　厚君
伯爵廣澤　金次郎君
男爵小澤　武雄君
子爵前田　利定君
男爵中川　興長君
男爵杉溪　言長君
荒川　義太郎君
男爵南岩倉　具威君
男爵船越　光之丞君
石渡　敏一君
澤柳　政太郎君
磯部　四郎君
高橋　作衞君
江木　翼君
永田　秀次郎君
大谷　嘉兵衞君
横山　章君

○議長(公爵德川家達君)　明後六日午前十時より開會いたします、議事日程は決定次第御通知に及びます、今日は是にて散會

午前十一時六分散會

○大正九年二月六日(金曜日)

午前十時十五分開議

議事日程　第十號

第一　田邊輝實君、福永吉之助君請暇の件

第二　陸軍軍法會議法案(政府提出)　第一讀會

第三　朝鮮軍軍法會議に關する法律案(政府提出)　第一讀會

第四　臺灣軍軍法會議に關する法律案(政府提出)　第一讀會

第五　關東軍軍法會議に關する法律案(政府提出)　第一讀會

第六　海軍軍法會議法案(政府提出)　第一讀會

○議長(公爵德川家達君)　是より諸般の報告を致させます。

〔長谷川書記官朗讀〕

一昨四日第五部に於て懲罰委員折田彥市君の補闕選擧を行ひしに其の結果山縣伊三郎君當選せり

同日決算委員分科會に於て當選したる主査の氏名左の如し

第一分科　主査　子爵本多　忠鋒君
第二分科　主査　子爵野村　益三君
第三分科　主査　安立　綱之君
第四分科　主査　子爵西大路吉光君

同日豫算委員長より分科擔當委員の兼務を左の如く決定せる旨報告書を提出せり

第一分科擔當委員　伯爵柳澤　保惠君
第二分科兼務

同日決算委員長より分科擔當委員の兼務を左の如く決定せる旨報告書を提出せり

第二分科擔當委員　男爵北大路　實信君
第四分科兼務

昨五日衆議院より左の政府提出案を受領せり

大正八年法律第五號中改正法律案
鐵道敷設法中改正法律案

同日請願委員長より左の報告書を提出せり

請願文書表第三回報告書

○議長(公爵德川家達君)　是より本日の會議を開きます、昨五日侯爵細川護立君病氣に付き決算委員の辭任を申出られました、許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、第七部に於て其補闕選擧を行はれむことを望みます

○議長(公爵德川家達君)　議事日程第一、田邊輝實君、福永吉之助君請暇の件、田邊君病氣に付き二十日間、福永君病氣に付き二十日の請暇でございます何れも許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　御異議がなければ第二より第六まで束ねて説明を煩はします、第二、陸軍軍法會議法案、第三、朝鮮軍軍法會議に關する法律案、第四、臺灣軍軍法會議に關する法律案、第五、關東軍軍法會議に關する法律案、第六、海軍軍法會議法案、政府提出、第一讀會、通牒文の朗讀は省略いたして御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

〔左の提出文は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す〕

(法案は本卷一四五四頁に掲載せり)

陸軍軍法會議法案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正九年二月三日

內閣總理大臣　原　敬
陸軍大臣　田中　義一

(法律案は本卷一四七一頁に掲載せり)

朝鮮軍軍法會議ニ關スル法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正九年二月三日

內閣總理大臣　原　敬
陸軍大臣　田中　義一

(法律案は本卷一四七二頁に掲載せり)

臺灣軍軍法會議ニ關スル法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正九年二月三日

內閣總理大臣　原　敬
陸軍大臣　田中　義一

(法律案は本卷一四七二頁に掲載せり)

關東軍軍法會議ニ關スル法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正九年二月三日

內閣總理大臣　原　敬
陸軍大臣　田中　義一

(法案は本卷一四七二頁に掲載せり)

海軍軍法會議法案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正九年二月三日

內閣總理大臣　原　敬
海軍大臣　加藤友三郎

〔國務大臣(加藤友三郎君)演壇に登る〕

○國務大臣(加藤友三郎君)　唯今議題になつて居ります、陸軍軍法會議法案並に之に關聯いたして居ります三法案に付きましては、陸軍大臣が出席説明いたす筈でございますが、病氣の爲に出席が出來ませぬので、陸海軍併せて私より大要の御説明を申上げます陸軍軍法會議法並に海軍軍法會議法は、元と二十一二年頃治罪法と云ふ名稱の下に成立つて居つた其法案の改正案でございます、此改正に付きましては、御承知の如く多年の問題でございまして、日露戰後より度々意見を提出されたことがあつたのでご

ざいます、其後陸海軍間に委員を設けまして、一つの案を作りまして、其後官民合同の委員會を組織いたしまして、數年に亘つて研究審議いたしました、先般漸く成案を得た次第でございます、其内容の詳細に至りましては、何れ委員會等に於きまして、主務者より詳細なる説明を致させます積りでございますが、其改正の要點とも申すべきものは、是までは總て軍法會議は秘密會に於て實施いたしたものでございます、それを今回の改正に依りまして公開を致すこと、或は辯護士を附しますること若くは上訴を許すと云ふが如きことが主要なる改正の點でございます、又第三第四第五に掲げてございます朝鮮臺灣關東等に於きましては、軍法會議に關しまする法案は、陸軍の軍法會議法案の改正に伴ひまして改正を要する次第でございます、何卒御審議の上御協贊あらんことを希望いたします。

○男爵帶刀君　私は簡單な質問がございますが、此席より御尋いたします、此陸軍の方は軍法會議のことに關しては、陸軍の方から御答辯を願ひたい、此趣旨に於ては贊成でありますが、贊成を致すに付ては成るべく疑問を確めて置きたいと云ふ趣旨から御質問を致すのであります、今海軍大臣から御説明がありました通りに、今度の改正の要旨は公開するとか辯護人を附けると云ふことが主要の目的になつて居るやうであります、それで又多年の懸案であると云ふことを仰せられたが、是れは私は明治五年のことでありますが、岩倉公が全權大使となつて木戸侯大久保侯が副使となつて歐羅巴に參られた時分に、英吉利の「ポーツマス」に二三日滯在して海軍の軍法のことを調べられたことがあります、丁度其時に軍法會議が開かれて居りまして、それを傍聽なされて岩倉公なども向うの軍法會議は公開で辯論して居ると云ふことを能く御承知になつて居る、私も當時あちらに留學して居りまして、それに隨伴して傍聽して居りましたが、其時の事から察するに木戸大久保等の諸君は日本の軍法會議其他のものに付ても公開の上に辯論しなくてはならぬと云ふ議論であつた、それが四十年前のことでありますが、今海軍大臣が多年の懸案と云ふことでありますが、今是等の諸公が生きて居られたら嘸御滿足のことゝ考へます、それで第一に疑問とする所を確めて置きたいのは、第十一條の「高等軍法會議ハ」云々と云ふ所に一方は「陸軍ノ將官、將官相當官」とあつて海軍の方は「海軍ノ將官」云々とあつて相當官と云ふ事が無いのは今の規定には機關少將などは矢張り海軍の將官と御認めになつて居るか、それを海軍の將官でないと云ふ御認めになつたのか、それを一箇條……それから又第四十七條の事であります「裁判官ハ判士及法務官ヲ以テ之ニ充テ上席判士ヲ裁判長トス」とありますが、色々の裁判官の内に上席と云ふ文字がありまするが、是は上官と云ふことゝは少し又違つて、古參の順序を以て上席となさると云ふことであらうと思ふ、又それが上級と云ふことになると、海軍陸軍の刑法に於て上級と云ふことは、即ち例へば旅團長心得とか何とか云ふ、上官の職務を執るものを上級と云ふ、例へば第一師團長がありまして其師團長が戰死した時に、甲の旅團と乙の旅團があつて、甲の旅團長は豫備將校を以て之に充て、乙の旅團は現役將校を以て旅團長に充てて居る、其場合には現役の旅團長が師團長の職務を執ると云ふやうなことゝなつて居る、それも上級と云ふ意味と上席と云ふ意味の區別があるや否や、疑問に渉るから御尋ねする、それから又此の中に諸所にありまする辯護人のことでありますが「陸軍ノ將校又ハ將校相當官」と云ふことがある、是は總て現役の者でなければ被告の辯護人にはなれぬものであるか、或は豫備とか其他の者もなれるのであるか、辯護人は總て現役の人と斯う看做して宜しいか、そこの點に疑問がある、或は公開のこと或は辯論のことは、是は外國に幾分か標準を取つて御改正になることだらうと思ひますが、外國のは其場合に依りまして現役は現役豫備は豫備と云ふ事に總て解釋が附いて居るが是には其解釋がない、是は總て現役と看做して宜いのか、或は現役或は時として豫備役の者も命ずると云ふ事になるのか、其邊が疑問に渉るからどうぞ御示を願ひたい。

〔政府委員山梨半造君演壇に登る〕

○政府委員(山梨半造君)　今御質問に御答いたします、第十一條の海軍の方には將官相當官と云ふ文字のないのは、海軍には今度の制度の改正から斯う云ふものが無くなりますから、海軍の方にはさう云ふことがないので、それから其次の上席と云ふことに付きましては、是は裁判官の高級の者を上席の者と御解釋を願へば宜しい、それから現役豫備後備と云ふ區別のないのは、將校相當官と申しまするのは、是は兩方に通じて居るものと御解釋を願ひたい。

○議長(公爵德川家達君)　第二より第六までの法案は、御異議がなければ同一委員に付託いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○淺田德則君　唯今日程に上りました第二より第六に至る法案の特別委員は十五名とし、其指名は議長に一任いたしたいと思ひます。

○男爵石黑忠悳君　贊成いたします。

○議長(公爵德川家達君)　淺田君の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、特別委員の氏名を御報告に及びます。

〔成瀨書記官朗讀〕

陸軍軍法會議法案外四件特別委員

伯爵小笠原長幹君
子爵勘解由小路資承君
子爵板倉勝憲君
松室致君
男爵中村雄次郎君
黑岡帶刀君
河村讓三郎君
男爵坂本俊篤君
男爵藤井包總君
男爵山内長人君
男爵佐竹義準君
石渡敏一君
加太邦憲君
伊澤多喜男君
矢口長右衛門君

○議長(公爵德川家達君)　次の議事日程は決定次第御通知に及びます、本日は是にて散會。

午前十時三十一分散會

陸軍軍法會議法案

陸軍軍法會議法

第一編　軍法會議

第一章　軍法會議ノ裁判權

第一條　軍法會議ハ左ニ記載シタル者ニ對シ其ノ犯罪ニ付裁判權ヲ有ス
一　陸軍刑法第八條第一號乃至第三號、第四號後段、第五號及第九條ニ記載シタル者
二　陸軍用船ノ船員
三　前二號ニ記載シタル者ヲ除クノ外陸軍ノ部隊ニ屬シ又ハ從フ者
四　俘虜
前項第二號及第三號ニ記載シタル者ノ中特ニ除外スヘキ者アルトキハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條　軍法會議ハ前條ニ記載シタル者ニ對シ其ノ身分發生前ノ犯罪ニ付亦裁判權ヲ有ス
軍法會議ハ前條ニ記載シタル者其ノ身分ヲ喪失シタルトキト雖身分繼續中搜査ノ報告アリ又ハ逮捕勾引若ハ勾留セラレタルトキハ其ノ者ニ對シ亦裁判權ヲ有ス

第三條　軍法會議ハ陸軍刑法第八條第四號前段ニ記載シタル者ニ對シ其ノ犯シタル陸軍刑法ノ罪ニ付裁判權ヲ有ス
前條第二項ノ規定ハ前項ニ規定スル犯罪ニ付之ヲ準用ス

第四條　軍法會議ハ合圍地境ニ在ル第一條ニ記載シタル以外ノ者ニ對シ左ノ各號ニ規定スル犯罪ニ付裁判權ヲ有ス
一　第十五條第一號又ハ第二號ニ記載シタル者ト共ニ犯シタル同一又ハ別個ノ罪
二　陸軍刑法、海軍刑法、軍機保護法其ノ他軍事ノ必要ニ因リ特ニ設ケタル法令ノ罪
犯人藏匿ノ罪、證憑湮滅ノ罪、僞證ノ罪、虚僞ノ鑑定通譯ノ罪及贓物ニ關スル罪ハ之ヲ其ノ本犯ト共ニ犯シタルモノト看做ス

第五條　軍法會議ハ戒嚴令ニ定メタル特別裁判權ヲ行フ

第六條　軍法會議ハ戰時事變ニ際シ軍ノ安寧ヲ保持スル爲必要アルトキハ第一條ニ記載シタル以外ノ者ニ對シ犯罪ニ付裁判權ヲ行フコトヲ得

第七條　第四條及前條ノ規定ハ海軍軍法會議法第一條乃至第三條ノ規定ニ依リ海軍軍法會議ノ裁判權ヲ有スル犯罪ニ付テハ之ヲ適用セス但シ被告人ノ所在地海軍軍法會議ノ所在地ト交通斷絶シタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第二章　軍法會議ノ管轄權

第八條　軍法會議ヲ設クルコト左ノ如シ
一　高等軍法會議
二　師團軍法會議
三　軍軍法會議
四　獨立師團軍法會議

五　獨立混成旅團軍法會議
六　兵站軍法會議
七　合圍地軍法會議
八　臨時軍法會議

第九條　高等軍法會議及師團軍法會議ハ之ヲ常設ス

軍軍法會議、獨立師團軍法會議、獨立混成旅團軍法會議及兵站軍法會議ハ戰時事變ニ際シ必要ニ因リ之ヲ特設ス

合圍地軍法會議ハ戒嚴ノ宣告アリタルトキ合圍地境ニ之ヲ特設ス

臨時軍法會議ハ戰時事變ニ際シ必要ニ因リ特設又ハ分駐シタル陸軍ノ部隊ニ之ヲ特設ス

第十條　高等軍法會議ハ陸軍大臣ヲ以テ長官トス

師團軍法會議ハ師團長ヲ以テ長官トス

特設軍法會議ハ軍法會議ヲ設置シタル部隊又ハ地域ノ司令官ヲ以テ長官トス

第十一條　高等軍法會議ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス
一　陸軍ノ將官、將官相當官、勅任文官及勅任文官待遇者並海軍ノ將官、勅任文官及勅任文官待遇者ニ對スル被告事件
二　上告
三　非常上告

第十二條　師團軍法會議ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス
一　師團長ノ部下ニ屬スル者及監督ヲ受クル者ニ對スル被告事件
二　師管內ニ在ル陸軍ノ部隊ニ屬スル者及其ノ部隊ノ長ノ監督ヲ受クル者ニ對スル被告事件但シ其ノ部隊ニ軍法會議ヲ設ケサル場合ニ限ル
三　師管內ニ在リ又ハ師管內ニ於テ罪ヲ犯シタル第一條乃至第三條記載ノ者ニ對スル被告事件但シ被告人ノ所屬部隊ノ軍法會議師管內ニ在ラサル場合ニ限ル

第十三條　軍軍法會議、獨立師團軍法會議又ハ獨立混成旅團軍法會議ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス
一　軍、獨立師團又ハ獨立混成旅團ノ長ノ部下ニ屬スル者及監督ヲ受クル者ニ對スル被告事件
二　作戰地域ニ在ル第一條乃至第三條記載ノ者ニ對スル被告事件但シ被告人ノ所屬部隊ノ軍法會議其ノ地域ニ在ラサル場合ニ限ル
三　作戰地域ニ在ル第六條記載ノ者ニ對スル被告事件

第十四條　兵站軍法會議ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス
一　兵站ノ長ノ部下ニ屬スル者及監督ヲ受クル者ニ對スル被告事件
二　兵站地域若ハ兵站ノ屬スル軍隊ノ作戰地域ニ在リ又ハ此等ノ地域ニ於テ罪ヲ犯シタル第一條乃至第三條記載ノ者ニ對スル被告事件但シ被告人ノ所屬部隊ノ軍法會議此等ノ地域ニ在ラサルトキニ限ル
三　兵站地域又ハ兵站ノ屬スル軍隊ノ作戰地域ニ在ル第六條記載ノ者ニ對スル被告事件

第十五條　合圍地軍法會議ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス
一　合圍地司令官ノ部下ニ屬スル者及監督ヲ受クル者ニ對スル被告事件
二　合圍地境ニ在リ又ハ合圍地境ニ於テ罪ヲ犯シタル第一條乃至第三條記載ノ者ニ對スル被告事件
三　第四條及第五條ニ定メタル裁判權ニ屬スル被告事件

第十六條　臨時軍法會議ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス
一　臨時軍法會議ノ設置セラレタル部隊ノ長ノ部下ニ屬スル者及監督ヲ受クル者ニ對スル被告事件
二　臨時軍法會議ノ設置セラレタル部隊ノ管轄地域若ハ守備地域ニ在リ又ハ此等ノ地域ニ於テ罪ヲ犯シタル第一條乃至第三條記載ノ者ニ對スル被告事件但シ被告人ノ所屬部隊ノ軍法會議此等ノ地域ニ在ラサルトキニ限ル
三　臨時軍法會議ノ設置セラレタル部隊ノ管轄地域又ハ守備地域ニ在ル第六條記載ノ者ニ對スル被告事件

第十七條　第一條乃至第三條ニ記載シタル者ニ對スル被告事件ニ付管轄軍法會議ナキトキハ被告人ノ現在地又ハ犯罪地ノ附近ニ在ル軍法會議之ヲ管轄ス

第十八條　管轄ヲ異ニスル數個ノ事件牽連スルトキハ一個ノ事件ニ付管轄權ヲ有スル軍法會議併セテ他ノ事件ヲ管轄スルコトヲ得但シ高等軍法會議ノ管轄ニ屬スル事件及第四條乃至第六條ニ記載シタル事件ハ牽連ノ事由ニ因リ併セテ之ヲ管轄スルコトヲ得ス

第十九條　軍法會議牽連事件ニ付公訴ヲ受ケタル場合ニ於テ併セテ審判スルコトヲ必要トセサルモノアルトキハ高等軍法會議ハ檢察官ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ管轄權ヲ有スル他ノ軍法會議ニ之ヲ移送スルコトヲ得

第二十條　數箇ノ軍法會議牽連事件ニ付各別ニ公訴ヲ受ケタルトキハ高等軍法會議ハ檢察官ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ之ヲ一ノ軍法會議ニ併合スルコトヲ得

第二十一條　高等軍法會議牽連事件ニ付公訴ヲ受ケタル場合ニ於テ併セテ審判スルコトヲ必要トセサルモノアルトキハ檢察官ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ管轄權ヲ有スル他ノ軍法會議ニ之ヲ移送スルコトヲ得

第二十二條　高等軍法會議及他ノ軍法會議牽連事件ニ付各別ニ公訴ヲ受ケタルトキハ高等軍法會議ハ檢察官ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ他ノ軍法會議ノ管轄ニ屬スル事件ヲ併セテ審判スルコトヲ得

第二十三條　數箇ノ事件ハ左ノ場合ニ於テ牽連スルモノトス
一　一人數罪ヲ犯シタルトキ
二　數人共ニ同一又ハ別箇ノ罪ヲ犯シタルトキ
三　數人通謀シテ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ
四　數人同時ニ同一ノ場所ニ於テ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ

犯人藏匿ノ罪、證憑湮滅ノ罪、僞證ノ罪、虛僞ノ鑑定通譯ノ罪及贓物ニ關スル罪ト其ノ本犯ノ罪トハ共ニ犯シタルモノト看做ス

第二十四條　數箇ノ軍法會議同一事件ニ付公訴ヲ受ケタルトキハ第二十五條ニ規定シタル場合ヲ除クノ外最初ニ公訴ヲ受ケタル軍法會議之ヲ審判ス

前項ノ場合ニ於テ高等軍法會議ハ檢察官ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ後ニ公訴ヲ受ケタル軍法會議ヲシテ其ノ事件ヲ審判セシムルコトヲ得

第二十五條　高等軍法會議及他ノ軍法會議同一事件ニ付公訴ヲ受ケタルトキハ高等軍法會議之ヲ審判ス

前項ノ場合ニ於テ高等軍法會議ハ檢察官ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ管轄權ヲ有スル他ノ軍法會議ヲシテ其ノ事件ヲ審判セシムルコトヲ得

第二十六條　管轄ハ公訴提起後ニ於テハ被告人ノ轉屬、失官其ノ他管轄ヲ定ムル事由ノ變更ニ因リ變更セラルルコトナシ但シ被告人第十一條第一號ニ記載シタル身分ヲ取得シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條　第十一條第一號ニ記載シタル者被告人ナル場合ニ於テ其ノ現在地高等軍法會議ノ所在地ト交通斷絕シタルトキ又ハ其ノ所在地ト著シク離隔シ且審判急速ヲ要スルトキハ被告人ノ現在地又ハ其ノ附近ニ在ル軍法會議被告事件ヲ管轄スルコトヲ得

第二十八條　管轄軍法會議ニ於テ法律上ノ理由又ハ特別ノ事情ニ因リ裁判權ヲ行フコト能ハサルトキハ高等軍法會議ハ檢察官ノ請求ニ因リ管轄移轉ノ決定ヲ爲スヘシ

第二十九條　軍法會議ヲ廢シタルトキハ陸軍大臣ハ後繼軍法會議ヲ指定スヘシ

第三十條　訴訟手續ハ管轄違ノ理由ニ因リ其ノ効力ヲ失ハス

第三章　軍法會議ノ職員

第三十一條　軍法會議ニ判士、陸軍法務官、陸軍錄事及陸軍警査ヲ置ク

第三十二條　判士ハ陸軍ノ將校ヲ以テ之ニ充ツ

第三十三條　將官ヲ以テ判士ト爲ストキハ陸軍大臣ノ奏請ニ因リ之ヲ命ス

特設軍法會議ニ於テハ長官又ハ其ノ直系上官ハ急速ヲ要スル場合ニ限リ部下ノ將官中ヨリ判士ヲ命スルコトヲ得

第三十四條　佐官以下ノ將校ヲ以テ判士ト爲ストキハ長官之ヲ命ス

長官ノ部下ニ非サル將校ヲ以テ判士ト爲スコトヲ要スルトキハ陸軍大臣之ヲ命ス特設軍法會議ニ於テハ急速ヲ要スル場合ニ限リ長官ノ直系上官ハ部下ノ將校中ヨリ之ヲ命スルコトヲ得

第三十五條　法務官ハ終身官トシテ勅任又ハ奏任

トス

第三十六條　法務官ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス

一　公然政事ニ關係スルコト

二　政黨ノ黨員又ハ政社ノ社員ト爲ルコト

三　帝國議會ノ議員又ハ道、府、縣、郡、市、區、町、村會ノ議員ト爲ルコト

四　報酬アル公務ニ就クコト

五　商業ヲ營ムコト

第三十七條　法務官ハ刑事裁判又ハ懲戒處分ニ因ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ免官又ハ轉官セラルルコトナシ

第三十八條　法務官身體又ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキハ陸軍大臣ハ高等軍法會議總會ノ決議ニ因リ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

第三十九條　陸軍大臣ハ左ノ場合ニ於テハ法務官ニ現俸ノ半額ヲ給シ休職ヲ命スルコトヲ得

一　懲戒令ニ依リ懲戒委員會ノ審査ニ付セラレタルトキ

二　刑事事件ニ關シ起訴セラレタルトキ

三　官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

四　戰時又ハ事變ニ際シ臨時増員シタル場合ニ於テ其ノ必要止ミ過員ヲ生シタルトキ

五　病氣ノ爲執務セサルコト六月ニ至リタルトキ

休職ノ期間ハ前項第一號及第二號ノ場合ニ於テハ其ノ事件ノ繫屬中トシ第三號乃至第五號ノ場合ニ於テハ三年トス

第四十條　法務官前條第一項第三號乃至第五號ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレ滿期ト爲リタルトキハ退職トス

第四十一條　法務官ノ任用及懲戒ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條　錄事ハ判任トス

第四十三條　警査ハ長官之ヲ命ス

第四十四條　特設軍法會議ニ於テハ長官ハ陸軍ノ准士官又ハ下士ヲシテ錄事ノ職務ヲ行ハシメ陸軍ノ下士又ハ兵卒ヲシテ警査ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第四十五條　合圍地軍法會議ニ於テハ長官ハ合圍地境ニ在ル判任文官ヲシテ錄事ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第四章　審判機關

第四十六條　軍法會議ハ審判ヲ爲スニ付他ノ干渉ヲ受クルコトナシ

第四十七條　審判ハ裁判官五人ヲ以テ構成シタル會議ニ於テ之ヲ爲ス

裁判官ハ判士及法務官ヲ以テ之ニ充テ上席判士ヲ裁判長トス

特設軍法會議ニ於テハ上席判士及法務官ヲ除クノ外裁判官二人ヲ減スルコトヲ得

第四十八條　裁判官ハ長官之ヲ定ム

第四十九條　師團軍法會議及特設軍法會議ニ於テハ判士四人及法務官一人ヲ以テ裁判官トス

前項ノ判士ハ左ノ區別ニ從フ

一　被告人下士又ハ兵卒ナルトキハ中佐又ハ少佐一人大尉一人大尉、中尉又ハ少尉二人

二　被告人中尉、少尉、准尉又ハ准士官ナルトキハ中佐又ハ少佐一人大尉二人大尉又ハ中尉一人

三　被告人大尉ナルトキハ大佐又ハ中佐一人少佐二人大尉一人

四　被告人少佐ナルトキハ大佐一人中佐二人少佐一人

五　被告人中佐ナルトキハ少將一人大佐二人中佐一人

六　被告人大佐ナルトキハ中將一人少將二人大佐一人

七　被告人將官ナルトキハ被告人ト同等以上ノ將官四人

交通斷絶シタル地ニ在ル軍法會議ニ於テハ被告人ト同等以上ノ判士ヲ以テ裁判官ト爲スコトヲ得

第五十條　合圍地軍法會議ニ於テハ長官ハ陸軍將校又ハ合圍地境ニ在ル高等文官ヲシテ法務官ニ代リ裁判官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第五十一條　高等軍法會議ニ於テハ判士三人及法務官二人ヲ以テ裁判官トス

前項ノ判士ハ左ノ區別ニ從フ

一　被告人下士又ハ兵卒ナルトキハ佐官一人大尉二人

二　被告人中尉、少尉、准尉又ハ准士官ナルトキハ大佐又ハ中佐一人少佐一人大尉一人

三　被告人大尉ナルトキハ大佐一人中佐一人少佐一人

四　被告人少佐ナルトキハ大佐一人中佐二人

五　被告人中佐ナルトキハ少將一人大佐二人

六　被告人大佐ナルトキハ中將一人少將二人

七　被告人少將ナルトキハ大將又ハ中將一人中將又ハ少將一人少將一人

八　被告人中將ナルトキハ大將一人大將又ハ中將一人中將一人

九　被告人大將ナルトキハ大將三人

第五十二條　被告人士官ノ候補者ニシテ士官ノ勤務ニ服スル者ナルトキハ少尉ニ準シ士官ノ勤務ニ服セサル者ナルトキハ下士ニ準シ判士ヲ區別ス

第五十三條　被告人將校相當官、軍屬海軍軍人又ハ海軍軍屬ナルトキハ其ノ官等、等級又ハ階級ニ從ヒ將校、准士官、下士又ハ兵卒ニ準シ判士ヲ區別ス

第五十四條　被告人第四十九條及第五十一條乃至第五十三條ニ記載シタル者ニ非サルトキハ下士又ハ兵卒ニ準シ判士ヲ區別ス

前項ノ場合ニ於テ長官ハ事情ニ因リ判士ノ區別ヲ變更スルコトヲ得

第五十五條　被告人俘虜ナルトキハ第四十九條及第五十一條乃至前條ノ規定ニ準シ判士ヲ區別ス

第五十六條　二個以上ノ異ル官等、等級又ハ階級ヲ有スル被告人ニ付テハ其ノ最高キ官等、等級又ハ階級ニ從ヒ判士ヲ區別ス

第五十七條　官等、等級又ハ階級ヲ異ニスル共同被告人ニ付テハ其ノ官等、等級又ハ階級最高キ者ニ從ヒ判士ヲ區別ス

第五十八條　判士ノ區別ハ被告人ノ身分ニ異動アルモ官等、等級又ハ階級ノ高キ身分ヲ取得シタル場合ヲ除クノ外變更セラルルコトナシ

第五十九條　上告、非常上告又ハ再審ノ審判ヲ爲ス場合ノ判士ノ區別ハ原軍法會議ノ裁判官ヲ定メタル當時ノ被告人ノ身分ニ從フ但シ被告人官等、等級又ハ階級ノ高キ身分ヲ取得シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ第百七十三條第三項、第四百十五條第四百十六條、第四百三十六條又ハ第五百三十條ノ決定ヲ爲ス場合ノ判士ノ區別ニ之ヲ準用ス

第六十條　上告非常上告又ハ再審ノ審判ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判長ノ官等ハ原軍法會議ノ裁判長ヨリ下ルコトヲ得ス

第五章　豫審機關

第六十一條　豫審ハ豫審官之ヲ行フ

第六十二條　豫審官ハ法務官中ヨリ長官之ヲ命ス

第六十三條　特設軍法會議ニ於テハ長官ハ陸軍ノ將校ヲシテ豫審官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第六十四條　合圍地軍法會議ニ於テハ長官ハ合圍地境ニ在ル高等文官ヲシテ豫審官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第六章　檢察機關

第六十五條　陸軍大臣ハ公訴及搜査ヲ指揮監督ス

第六十六條　長官ハ所管軍法會議ノ管轄ニ屬スル事件ニ付公訴ヲ指揮ス

長官ハ所管軍法會議ノ管轄ニ屬スル事件、之ト牽連スル事件及所管部隊内ノ犯罪事件ニ付搜査ヲ指揮ス

第六十七條　檢察官ハ長官ニ隷屬シ搜査ヲ爲シ公訴ヲ行フ

第六十八條　檢察官ハ法務官中ヨリ長官之ヲ命ス

第六十九條　長官ハ法務官試補ヲシテ檢察官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第七十條　特設軍法會議ニ於テハ長官ハ陸軍ノ將校ヲシテ檢察官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第七十一條　合圍地軍法會議ニ於テハ長官ハ合圍地境ニ在ル高等文官ヲシテ檢察官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第七十二條　檢察官ハ陸軍司法警察官又ハ司法警察官ヲシテ搜査ノ輔佐ヲ爲サシムルコトヲ得

第七十三條　憲兵ノ將校、准士官又ハ下士ハ陸軍司法警察官トシテ搜査ヲ爲ス

陸軍大臣ハ所管ノ大臣ト協議シテ警察官中ヨリ陸軍司法警察官トシテ勤務スル者ヲ指定スルコトヲ得

第七十四條　左ニ記載シタル部隊ノ長ハ其ノ部下ニ屬スル者及監督ヲ受クル者ノ犯罪ニ付陸軍司法警察官ノ職務ヲ行フ

一　中隊以上ノ軍隊及之ニ準スヘキ軍隊

二　官衙、學校、特務機關及戰時ニ於ケル特設

機關
臨時集成部隊ノ長ハ其ノ部隊本屬部隊ノ所在地ト遠隔ノ地ニ在ル場合ニ限リ前項ノ規定ニ準シ陸軍司法警察官ノ職務ヲ行フ
第七十五條 前條ニ記載シタル部隊ノ長ハ部下ノ將校ニ委任シテ特定ノ事件ニ付陸軍司法警察官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得
第七十六條 陸軍司法警察官又ハ陸軍司法警察官ノ職務ヲ行フ者ハ捜査ヲ爲スニ付上官ノ命令ニ從フ
第七十七條 警査又ハ憲兵卒ハ檢察官又ハ陸軍司法警察官ノ命令ヲ受ケ陸軍司法警察吏トシテ捜査ノ補助ヲ爲ス
第七十三條第二項ノ規定ニ依リ指定セラレタル警察官ノ部下ニ屬スル巡査亦前項ニ同シ
第七十八條 檢察官ハ司法警察吏ヲシテ捜査ノ補助ヲ爲サシムルコトヲ得
第七十九條 陸軍司法警察官ノ職務ヲ行フ者ハ其ノ部下ヲシテ捜査ノ補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第三編 訴訟手續

第一章 總則

第一節 裁判官ノ除斥及回避

第八十條 長官ハ除斥ノ原由其ノ他正當ノ事由アリト認ムルトキハ裁判官ヲ變更スヘシ
第八十一條 裁判官職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキ場合左ノ如シ
一 裁判官被害者ナルトキ
二 裁判官被告人又ハ被害者ノ配偶者、四親等內ノ血族、三親等內ノ姻族又ハ同居ノ戸主若ハ家族ナルトキ
三 裁判官被告人又ハ被害者ノ法定代理人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ
四 裁判官事件ニ付證人又ハ鑑定人ト爲リタルトキ
五 裁判官事件ニ付被告人ノ代理人、辯護人又ハ補佐人ト爲リタルトキ
六 裁判官事件ニ付長官又ハ檢察官ノ職務ヲ行ヒタルトキ
七 裁判官事件ニ付捜査、豫審又ハ前審ニ干與シタルトキ
第八十二條 檢察官又ハ被告人ハ除斥ノ原由其ノ他裁判官ヲ變更スヘキ正當ノ事由アリト思料スルトキハ其ノ旨ヲ長官ニ具申スルコトヲ得
第八十三條 長官前條ノ具申ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ軍法會議ニ通知スヘシ
軍法會議前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ裁判官ノ變更ニ關シ通知ヲ受クル迄訴訟手續ヲ停止スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第八十四條 裁判官自ラ除斥ノ原由其ノ他回避スヘキ正當ノ事由アリト思料スルトキハ其ノ旨ヲ長官ニ具申スヘシ
第八十五條 前五條ノ規定ハ豫審官及錄事ニ之ヲ準用ス
第八十六條 特設軍法會議ニ於テハ本節ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二節 辯護及補佐

第八十七條 被告人ハ公訴ノ提起アリタル後何時ニテモ辯護人ヲ選任スルコトヲ得
被告人ノ法定代理人、保佐人又ハ夫ハ獨立シテ辯護人ヲ選任スルコトヲ得
第八十八條 辯護人ハ左ニ記載シタル者ヨリ之ヲ選任スヘシ
一 陸軍ノ將校又ハ將校相當官
二 陸軍高等文官又ハ同試補
三 陸軍大臣ノ指定シタル辯護士
第八十九條 辯護人ノ選任ハ審級毎ニ之ヲ爲スヘシ
辯護人ノ選任ハ辯護人ト連署シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
第九十條 辯護人ノ數ハ被告人一人ニ付二人ヲ超ユルコトヲ得ス
第九十一條 辯護人ハ軍法會議ニ於テ被告事件ニ關スル書類及證據物ヲ閲覽シ且其ノ書類ヲ謄寫スルコトヲ得
第九十二條 辯護人ハ別段ノ規定アル場合ニ限リ獨立シテ訴訟行爲ヲ爲スコトヲ得
第九十三條 前六條ノ規定ハ特設軍法會議ニ付テハ之ヲ適用セス
第九十四條 被告人ノ法定代理人、保佐人又ハ夫ハ公訴ノ提起アリタル後何時ニテモ補佐人ト爲ルコトヲ得
補佐人タラムトスルトキハ審級毎ニ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ屆出ツヘシ
補佐人ハ獨立シテ被告人ノ爲スコトヲ得ヘキ訴訟行爲ヲ爲スコトヲ得但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三節 裁判

第九十五條 裁判ハ定數ノ裁判官評議シテ之ヲ爲ス但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第九十六條 裁判官ノ評議ハ之ヲ公行セス但シ法務官ノ試補ノ傍聽ヲ許スコトヲ得
裁判官ノ評議ハ裁判長之ヲ開キ且之ヲ整理ス其ノ評議ノ顛末及各裁判官ノ意見ハ祕密トス
第九十七條 裁判官意見ヲ述フルノ順序ハ法務官ヲ始トス法務官二人ナルトキハ席次ノ低キ者ヲ始トス其ノ他ノ裁判官ニ在リテハ席次ノ最低キ者ヲ始トシ裁判長ヲ終トス
第九十八條 裁判ハ過半數ノ意見ニ依ル
裁判官ノ意見三說以上ニ分レ各過半數ニ至ラサルトキハ過半數ニ至ル迄被告人ニ不利ナル意見ヨリ順次利益ナル意見ニ合算ス
第九十九條 裁判官ハ裁判スヘキ事項ニ付自己ノ意見ヲ表スルコトヲ拒ムコトヲ得ス
第百條 判決ハ口頭辯論ニ基キ之ヲ爲スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
決定ハ公判廷ニ於テハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽キ之ヲ爲スヘシ其ノ他ノ場合ニ於テハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽カスシテ之ヲ爲スコトヲ得但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
命令ハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽カスシテ之ヲ爲スコトヲ得
決定又ハ命令ヲ爲スニ付必要アル場合ニ於テハ事實ノ取調ヲ爲スコトヲ得
前項ノ取調ハ受命裁判官ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得
第百一條 裁判ニハ理由ヲ附スヘシ但シ決定又ハ命令ニハ理由ヲ附セサルコトヲ得
刑ノ言渡ヲ爲スニハ罪ト爲ルヘキ事實及其ノ事實ヲ認メタル理由並法令ノ適用ヲ示スヘシ
第百二條 裁判ノ告知ハ公判廷ニ於テ宣告ニ依リ之ヲ爲シ其ノ他ノ場合ニ於テハ裁判書ノ謄本ノ送達ニ依リ之ヲ爲スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第百三條 裁判ノ宣告ハ裁判長之ヲ爲スヘシ
判決ノ宣告ヲ爲スニハ主文及理由ヲ朗讀シ又ハ主文ノ朗讀ト同時ニ理由ノ要旨ヲ告クヘシ
第百四條 檢察官ノ執行指揮ヲ要スル裁判ヲ爲シタルトキハ速ニ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ヲ檢察官ニ送付スヘシ
第百五條 裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ハ被告人其ノ他訴訟關係人ノ請求ニ因リ之ヲ交付ス
前項ノ場合ニハ其ノ費用ヲ徵スルコトヲ得

第四節 書類

第百六條 訴訟ニ關スル書類ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外錄事之ヲ調製スヘシ
第百七條 裁判官、豫審官又ハ檢察官ハ錄事ノ作リタル書類ニ付意見アルトキハ錄事ニ命シ之ヲ變更セシムルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ錄事ハ自己ノ意見ヲ書類ニ附記スルコトヲ得
第百八條 被告人、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ取調ニ付テハ調書ヲ作ルヘシ
調書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
一 被告人、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ニ對スル訊問及其ノ供述
二 證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人宣誓ヲ爲ササルトキハ其ノ事由
調書ハ錄事ヲシテ之ヲ供述者ニ讀聞カサシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閲覽セシメ其ノ記載ノ相違ナキカ否ヲ問フヘシ
供述者増減變更ヲ申立テタルトキハ其ノ供述ヲ調書ニ記載スヘシ
證書ニハ供述者ヲシテ署名捺印セシムヘシ
第百九條 檢證押收又ハ捜索ニ付テハ調書ヲ作ルヘシ押收ヲ爲シタルトキハ其ノ品目ヲ調書ニ記載シ又ハ別ニ目錄ヲ作リ之ヲ調書ニ添附スヘシ
第百十條 前二條ノ調書ニハ取調又ハ處分ヲ爲シタル年月日及場所ヲ記載シ其ノ取調又ハ處分ヲ爲シタル者錄事ト共ニ署名捺印スヘシ但シ公判期日外ニ於テ軍法會議取調又ハ處分ヲ爲シタルトキハ裁判官タル法務官錄事ト共ニ署名捺印スルヲ以テ足ル
前條ノ調書ニハ取調又ハ處分ヲ爲シタル時ヲモ記載スヘシ
第百十一條 錄事ノ立會ナクシテ取調又ハ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ錄事ノ行フヘキ職務ハ其ノ取調又ハ處分ヲ爲ス者自ラ之ヲ行フヘシ
第百十二條 公判期日ニ於ケル訴訟手續ニ付テハ

公判調書ヲ作ルヘシ

公判調書ニハ左ノ事項其ノ他重要ナル訴訟手續ヲ記載スヘシ

一 公判ヲ爲シタル軍法會議及年月日

二 裁判官、檢察官及錄事ノ官氏名並被告人、代理人、辯護人、補佐人、及通事ノ氏名

三 被告人ノ出頭セサリシトキハ其ノ旨

四 辯論ノ公開ヲ禁シタルトキハ其ノ旨及理由

五 被告事件ノ陳述其ノ他辯論ノ要旨

六 第百八條第二項ニ記載シタル事項

七 朗讀シタル書類及要旨ヲ告ケタル書類

八 被告人ニ示シタル證據物

九 公判廷ニ於テ爲シタル檢證及押收

十 裁判長ヨリ記載ヲ命シタル事項及訴訟關係人ノ請求ニ因リ記載ヲ許シタル事項

十一 辯論ノ最終ニ被告人又ハ辯護人ヲシテ陳述ヲ爲サシメタルコト

十二 判決其ノ他ノ裁判ヲ爲シタルコト

第百十三條 公判調書ニ付テハ第百八條第三項乃至第五項ノ規定ニ依ル手續ヲ爲スコトヲ要セス

第百十四條 公判調書ハ公判開廷ノ日ヨリ五日內ニ之ヲ整理スヘシ

第百十五條 公判調書ニハ裁判官タル法務官錄事ト共ニ署名捺印スヘシ

法務官二人ナルトキハ上席者署名捺印シ上席者差支アルトキハ他ノ法務官署名捺印スヘシ

法務官差支アルトキハ裁判長其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

錄事差支アルトキハ前三項ノ規定ニ依リ署名捺印スル者其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

第百十六條 公判期日ニ於ケル訴訟手續ハ公判調書ノミニ依リ之ヲ證明スルコトヲ得

第百十七條 裁判ヲ爲ストキハ裁判書ヲ作ルヘシ但シ決定又ハ命令ヲ宣告スル場合ニ於テハ裁判書ヲ作ラスシテ之ヲ調書ニ記載セシムルコトヲ得

第百十八條 裁判書ハ裁判官之ヲ作ルヘシ

第百十九條 裁判書ニハ裁判官署名捺印スヘシ裁判長署名捺印スルコト能ハサルトキハ上席ノ裁判官其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印シ他ノ裁判官署名捺印スルコト能ハサルトキハ裁判長其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

第百二十條 裁判書ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判ヲ受クル者ノ氏名、年齡、職業及住居ヲ記載スヘシ

判決書ニハ前項ニ記載シタル事項ノ外公判ニ干與シタル檢察官ノ官氏名ヲ記載スヘシ

第百二十一條 裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ハ原本又ハ謄本ニ依リ之ヲ作ルヘシ

第百二十二條 前四條ノ規定ハ豫審官裁判ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第百二十三條 官吏又ハ公吏ノ作ルヘキ書類ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外年月日ヲ記載シテ署名捺印シ其ノ所屬ノ官署又ハ公署ヲ表示スヘシ

書類ニハ每葉ニ契印スヘシ

第百二十四條 官吏又ハ公吏書類ヲ作ルニハ文字ヲ改竄スヘカラス挿入、削除又ハ欄外記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印シ其ノ字數ヲ記載スヘシ削除シタル部分ハ讀ミ得ヘキ爲字體ヲ存スヘシ

第百二十五條 官吏及公吏ニ非サル者ノ作ルヘキ書類ニハ年月日ヲ記載シテ署名捺印スヘシ

第百二十六條 官吏及公吏ニ非サル者ノ署名捺印スヘキ場合ニ於テ署名スルコト能ハサルトキハ他人ヲシテ代署セシメ捺印スルコト能ハサルトキハ花押又ハ拇印スヘシ

他人ヲシテ代署セシメタル場合ニ於テハ代署シタル者其ノ事由ヲ記載シテ署名捺印スヘシ

第百二十七條 特設軍法會議ニ於テ審判スヘキ事件ノ書類ニ付テハ本節ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第五節 送達

第百二十八條 送達ハ錄事送達吏ヲシテ之ヲ爲サシム但シ陸軍司法警察官ノ發スル書類ノ送達ハ其ノ書類ヲ作リタル者之ヲ爲サシム

送達吏ハ陸軍司法警察吏ヲ以テ之ニ充ツ

第百二十九條 送達ハ郵便ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ郵便配達人ヲ以テ送達吏ト爲ス

第百三十條 送達ハ之ヲ施行スヘキ地ヲ管轄スル區裁判所ノ書記又ハ之ニ相當スル官署ニ囑託シテ之ヲ爲スコトヲ得

第百三十一條 兵營其ノ他軍事用ノ廳舍又ハ艦船ノ內ニ在ル者ニ對スル送達ハ廳舍若ハ艦船ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ囑託シテ之ヲ爲ス

第一條又ハ海軍軍法會議法第一條ニ記載シタル者ニシテ前項ニ記載シタル以外ノ場所ニ在ル者ニ對スル送達ハ其ノ所屬ノ長若ハ監督者又ハ之ニ代ルヘキ者ニ囑託シテ之ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル送達ハ書類ヲ本人ニ交付シタル旨ノ證書ヲ以テ之ヲ證ス

第百三十二條 第一條及海軍軍法會議法第一條ニ記載シタル以外ノ者被告人、代理人、辯護人又ハ補佐人ト爲リタルトキハ書類ノ送達ヲ受クル爲書面ヲ以テ其ノ住居又ハ事務所ヲ軍法會議ニ屆出ツヘシ軍法會議所在地ニ住居及事務所ヲ有セサルトキハ其ノ所在地ニ住居又ハ事務所ヲ有スル者ヲ送達受取人ニ選任シ其ノ旨及送達受取人ノ住居又ハ事務所ヲ其ノ者ト共ニ書面ヲ以テ屆出ツヘシ

前項ノ規定ハ在監者ニ付之ヲ適用セス

送達受取人ハ送達ヲ受クヘキ本人ト看做シ送達受取人ノ住居又ハ事務所ハ本人ノ住居又ハ事務所ト看做ス

第百三十三條 前條第一項ノ規定ニ依ル屆出ヲ爲スヘキ者其ノ屆出ヲ爲ササルトキハ交付スヘキ書類ヲ郵便ニ付シテ送達ヲ爲スコトヲ得

前項ノ送達ハ書類ヲ郵便ニ付シタル時ヲ以テ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第百三十四條 檢察官ニ對スル送達ハ書類ヲ其ノ所屬官廳ニ送付シテ之ヲ爲ス

第百三十五條 被告人ノ現在地知レサルトキハ公示送達ヲ爲スコトヲ得

被告人裁判權ノ及ハサル場所ニ在ル爲他ノ方法ヲ以テ送達ヲ爲スコト能ハサルトキ亦前項ニ同シ

第百三十六條 公示送達ハ軍法會議ノ指揮アリタルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

公示送達ハ交付スヘキ書類又ハ其ノ抄本ヲ軍法會議ノ掲示場ニ公示シテ之ヲ爲ス

公判ニ於ケル第一回ノ召喚狀ノ公示送達ハ召喚狀ヲ軍法會議ノ掲示場ニ公示シ且其ノ謄本ヲ官報又ハ新聞紙ニ掲載シテ之ヲ爲ス

前項ノ公示送達ハ最後ニ官報又ハ新聞紙ニ掲載シタル時ヨリ三十日其ノ他ノ公示送達ハ掲示場ニ公示シタル時ヨリ七日ノ期間ヲ經過スルニ因リテ其ノ效力ヲ生ス

第百三十七條 送達ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外民事訴訟法ヲ準用ス

第六節 期間

第百三十八條 期間ヲ計算スルニ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ之ヲ起算シ日、月又ハ年ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス但シ時效期間ノ初日ハ時間ヲ論セス一日トシテ之ヲ計算ス

月及年ハ曆ニ從ヒテ之ヲ計算ス

期日ノ末日日曜日、一月一日二日四日、十二月二十九日三十日三十一日、一般ノ休日トシテ指定セラレタル大祭日若ハ祝日又ハ陸軍一般ノ休日ニ當ルトキハ之ヲ期間ニ算入セス但シ時效期間ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第百三十九條 法定ノ期間ハ訴訟行爲ヲ爲スヘキ者ノ住居地ト軍法會議所在地トノ距離ニ從ヒ海陸路二十里每ニ一日ヲ加フ二十里ニ滿タサルモ五里以上ナルトキ亦同シ但シ海路ハ二海里ヲ一里トシテ之ヲ計算ス

外國又ハ交通不便ノ地ニ在ル者ノ爲ニハ特ニ期間ヲ定ムルコトヲ得

第七節 被告人ノ召喚、勾引及勾留

第百四十條 軍法會議公訴ヲ受ケタルトキハ被告人ヲ召喚スヘシ

第百四十一條 被告人ノ召喚ハ召喚狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

被告人期日ニ出頭スヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ差出シ又ハ出延シタル被告人ニ對シ口頭ヲ以テ次回ノ出頭ヲ命シタルトキハ召喚狀ヲ送達シタルト同一ノ效力ヲ有ス口頭ヲ以テ出頭ヲ命シタル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ調書ニ記載スヘシ

兵營其ノ他軍事用ノ廳舍又ハ艦船ノ內ニ在ル被告人ノ召喚ハ廳舍若ハ艦船ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ通知シテ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被告人廳舍若ハ艦船ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ヨリ通知ヲ受ケタル時ヲ以テ召喚狀ノ送達アリタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ軍法會議ニ近接スル監獄ニ在ル被告人ヲ召喚スル場合ニ之ヲ準用ス

第百四十二條 召喚ヲ受ケタル被告人期日ニ出頭セサルトキハ更ニ之ヲ召喚シ又ハ之ヲ勾引スルコ

トヲ得

第百四十三條　左ノ場合ニ於テハ直ニ被告人ヲ勾引スルコトヲ得
一　軍紀ヲ保持スル爲必要アルトキ
二　被告人逃走シタルトキ又ハ逃走スル虞アルトキ
三　被告人罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ
四　被告人定リタル住居ヲ有セサルトキ

第百四十四條　被告人ノ勾引ハ勾引狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

第百四十五條　勾引シタル被告人ハ軍法會議ニ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ之ヲ訊問スヘシ其時間内ニ勾留狀ヲ發セサルトキハ被告人ヲ釋放スヘシ

第百四十六條　第百四十三條ニ記載シタル事由アルトキハ被告人ヲ勾留スルコトヲ得但シ被告人監獄ニ在ルトキハ其ノ事由ナシト雖之ヲ勾留スルコトヲ得

前項ノ規定ハ五百圓ヲ超過セサル罰金、拘留又ハ科料ニ該ルヘキ事件ニ付テハ第百四十三條第四號ノ場合ヲ除クノ外之ヲ適用セス

被告人ノ勾留ハ訊問シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ第百四十三條第一號ノ場合及被告人逃走シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第百四十七條　被告人ノ勾留ハ勾留狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

第百四十八條　裁判長ハ急速ヲ要スル場合ニ於テハ第百四十條乃至前條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シ又ハ受命裁判官ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第百四十九條　裁判長ハ被告人現在地ノ豫審官、檢察官、陸軍司法警察官、豫審判事、區裁判所判事、檢事司法警察官又ハ法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署ニ被告人ノ勾引ヲ囑託スルコトヲ得

受託官署ハ更ニ受託ノ權限アル官署ニ轉囑スルコトヲ得但シ陸軍司法警察官及司法警察官ハ此限ニ在ラス

受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ受託ノ權限アル官署ニ囑託ヲ移送スルコトヲ得但シ陸軍司法警察官及司法警察官ハ此ノ限ニ在ラス

囑託又ハ移送ヲ受ケタル官署ハ勾引狀ヲ發スヘシ

第百五十條　被告人ノ現在地ヲ覺知スルコト能ハサルトキハ裁判長ハ檢事長又ハ之ニ相當スル官署ニ被告人ノ人相書ヲ送付シ其ノ捜査及勾引ヲ囑託スルコトヲ得

囑託ヲ受ケタル官署ハ其ノ管轄區域内ノ檢事又ハ相當官署ヲシテ勾引狀ヲ發シ捜査及勾引ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第百五十一條　前二條ノ場合ニ於テ囑託ニ因リ勾引狀ヲ發シタル官署ハ被告人ヲ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ其ノ人違ナキカ否ヲ取調フヘシ

被告人人違ニ非サルトキハ速ニ之ヲ指定セラレタル軍法會議ニ送致スヘシ此ノ場合ニ於テハ第百四十五條ノ期間ハ被告人ノ送致ヲ受ケタル時ヨリ之ヲ起算ス

第百五十二條　召喚狀、勾引狀又ハ勾留狀ニハ被告事件並被告人ノ氏名及住所ヲ記載シ裁判長又ハ受命裁判官之ニ記名捺印スヘシ

勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スル場合ニ於テ被告人ノ住所分明ナラサルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要セス其ノ氏名分明ナラサルトキハ容貌、體格其ノ他ノ徴表ヲ以テ被告人ヲ指示スヘシ

召喚狀ニハ被告人ノ出頭スヘキ年月日時及場所並召喚ニ應セサルトキハ勾引狀ヲ發スルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘシ

勾留狀ニハ被告人ヲ勾留スヘキ監獄ヲ指定スヘシ第百四十八條ノ規定ニ依リ召喚狀、勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第百五十三條　前條第一項及第三項ノ規定ハ第百四十九條第四項ノ規定ニ依リ豫審官、檢査官又ハ陸軍司法警察官ノ發スル勾引狀ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ勾引狀ニ囑託ヲ爲シタル裁判長ノ氏名及其囑託ニ因リ之ヲ發スル旨ヲ記載スヘシ

第百五十四條　召喚狀ハ之ヲ送達ス

第百五十五條　勾引狀又ハ勾留狀ハ檢察官ノ指揮ニ依リ陸軍司法警察官吏之ヲ執行ス但シ急速ヲ要スル場合ニ於テハ裁判長、受命裁判官又ハ豫審官其ノ執行ヲ指揮スルコトヲ得

監獄ニ在ル被告人ニ對シテ發シタル勾留狀ハ監獄官吏之ヲ執行ス

勾引狀又ハ勾留狀ハ必要アルトキハ司法警察官吏ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

特設軍法會議ニ於テハ陸軍下士卒ヲシテ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行セシムルコトヲ得

第百五十六條　勾引狀ハ數通ヲ作リ之ヲ陸軍司法警察官吏、陸軍下士卒又ハ司法警察官吏數人ニ交付スルコトヲ得

第百五十七條　陸軍司法警察官吏又ハ司法警察官吏ハ必要アルトキハ管轄地外ニ於テ勾引狀ノ執行ヲ爲シ又ハ其地ノ陸軍司法警察官若ハ司法警察官ニ其ノ執行ヲ求ムルコトヲ得

第百五十八條　勾引狀ヲ執行スルニハ之ヲ被告人ニ示シテ指定セラレタル軍法會議ニ引致スヘシ

第百四十九條第四項及第百五十條第二項ノ場合ニ於テハ勾引狀ヲ發シタル官署ニ引致スヘシ

勾留狀ヲ執行スルニハ之ヲ被告人ニ示シテ指定セラレタル監獄ニ引致スヘシ

第百五十九條　兵營其ノ他軍事用ノ廳舍又ハ艦船ノ内ニ在ル者ニ對シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ廳舍若ハ艦船ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ勾引狀又ハ勾留狀ヲ示シテ引渡ヲ求ムヘシ

軍事用ノ廳舍及艦船ノ外ニ在リテハ現ニ陸海軍ノ勤務ニ從事スル者ニ對シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ其ノ所屬ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ勾引狀又ハ勾留狀ヲ示シテ引渡ヲ求ムヘシ

第百六十條　軍法會議ハ必要アルトキハ決定ヲ以テ指定ノ場所ニ被告人ノ出頭又ハ同行ヲ命スルコトヲ得被告人正當ノ事由ナクシテ之ヲ肯セサルトキハ其ノ場所ニ勾引スルコトヲ得

第百六十一條　勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ヲ護送スル場合ニ於テ必要アルトキハ假ニ最寄ノ監獄ニ之ヲ留置スルコトヲ得

第百六十二條　勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ヲ引致シタル場合ニ於テ必要アルトキハ之ヲ監獄ニ留置スルコトヲ得

第百六十三條　勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行シタルトキハ之ニ執行ノ場所及年月日時ヲ記載シ之ヲ執行スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ記載シ記名捺印スヘシ

勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ニ關スル書類ハ之ヲ檢察官又ハ執行ヲ指揮シタル官署ニ差出スヘシ

勾引狀ノ執行ニ關スル書類ヲ受取リタル檢察官其ノ他ノ官署ハ被告人ノ引致セラレタル年月日時ヲ勾引狀ニ記載スヘシ

第百六十四條　檢察官ハ勾留セラレタル被告人ヲ他ノ監獄ニ移スコトヲ得

第百六十五條　勾留セラレタル被告人ハ法令ノ範圍内ニ於テ他人ト接見シ又ハ書類若ハ物ノ授受ヲ爲スコトヲ得勾引狀ニ因リ監獄ニ留置セラレタル被告人亦同シ

第百六十六條　軍法會議ハ罪證ヲ湮滅シ、逃走シ又ハ軍事上ノ機密ヲ漏泄スル虞アルトキハ勾留セラレタル被告人ト他人トノ接見ヲ禁シ又ハ他人ト授受スヘキ書類若ハ物ヲ査閲シ又ハ其ノ授受ヲ禁シ若ハ之ヲ差押フルコトヲ得

軍法會議書類又ハ物ノ査閲ヲ爲スコト能ハサルトキハ檢察官之ヲ爲スコトヲ得

第百六十七條　勾留ノ原由消滅シタルトキハ軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ勾留ヲ取消スヘシ

第百六十八條　勾留セラレタル被告人第一條第一項第一號、第四號及海軍軍法會議法第一條第一項第一號、第四號ニ記載シタル以外ノ者ナルトキハ被告人又ハ其ノ法定代理人、保佐人若ハ夫ハ保釋ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第百六十九條　保釋ノ請求アリタルトキハ軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ

保釋ヲ許ス場合ニ於テハ保證金額ヲ定ムヘシ

保釋ヲ許ス場合ニ於テハ被告人ノ住居ヲ制限スルコトヲ得

第百七十條　保釋ヲ許ス決定ハ保證金ヲ差出シタル後之ヲ執行スヘシ

檢察官ハ保釋請求者ニ非サル者ヲシテ保證金ヲ差出サシムルコトヲ得

檢察官ハ有價證券又ハ軍法會議ノ所在地ニ住居シ保證金ヲ納ムルニ十分ナル資産ヲ有スル者ノ保證書ヲ以テ保證金ニ代フルコトヲ許スコトヲ得

前項ノ保證書ニハ保證金額及何時ニテモ保證金ヲ納ムヘキ旨ヲ記載スヘシ

第百七十一條　軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決

定ヲ以テ勾留セラレタル被告人ヲ責付スルコトヲ得
責付ハ被告人營内居住者ナルトキハ其ノ所屬部隊ノ長ニ之ヲ爲シ營内居住者ニ非サルトキハ親族其ノ他ノ者ニ之ヲ爲スヘシ
營内居住者ニ非サル者ヲ責付スルニハ親族其ノ他ノ者ヨリ何時ニテモ召喚ニ應シ被告人ヲ出頭セシムヘキ旨ノ書面ヲ差出サシムヘシ
第百七十二條　被告人營内居住者ニ非サルトキハ軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ住居ヲ制限シテ勾留ノ執行ヲ停止スルコトヲ得
第百七十三條　軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ何時ニテモ決定ヲ以テ保釋、責付又ハ勾留ノ執行停止ヲ取消スコトヲ得
保釋中被告人召喚ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セス住居ノ制限ニ違反シ又ハ逃走シタル爲保釋ヲ取消ス場合ニ於テハ軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取スヘシ
保釋セラレタル者刑ノ言渡ヲ受ケ其ノ判決確定シタル後執行ノ爲召喚ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セス又ハ逃走シタルトキハ軍法會議ハ檢察官ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取スヘシ
第百七十四條　勾留若ハ保釋ヲ取消シ又ハ勾留狀ノ効力消滅シタルトキハ檢察官ハ沒取ニ係ラサル保證金ヲ還付スヘシ
第百七十五條　上告提起期間内又ハ上告中ノ事件ニ付勾留ヲ取消シ保釋、責付若ハ勾留ノ執行停止ヲ爲シ又ハ之ヲ取消スヘキ場合ニ於テハ原軍法會議其ノ決定ヲ爲スヘシ
第百七十六條　豫審官ハ被告人ノ召喚、勾引及勾留ニ關シ軍法會議又ハ裁判長ト同一ノ權ヲ有ス
第百七十七條　左ノ場合ニ於テ被告事件急速ノ處分ヲ要シ軍法會議又ハ豫審官ノ勾引狀ヲ求ムルコト能ハサルトキハ檢察官又ハ陸軍司法警察官ハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得
一　軍紀ヲ保持スル爲必要アルトキ
二　現行犯ノ被告人其ノ場所ニ在ラサルトキ
三　現行犯ノ取調ニ因リ其ノ事件ノ共犯ヲ發見シタルトキ
四　死體ノ檢證ニ因リ其ノ事件ノ被告人ヲ發見シタルトキ
五　既決ノ囚人又ハ法令ニ依リ拘禁セラレタル被告人逃走シタルトキ
六　被告人强盜又ハ竊盜ノ罪ヲ犯シタルモノナルトキ
七　被告人定リタル住居ヲ有セサルトキ
前項ノ規定ニ依リ勾引狀ヲ發スルコトヲ得ル場合ニ於テハ檢察官ハ之ヲ他ノ檢察官、陸軍司法警察官又ハ司法警察官ニ囑託シ陸軍司法警察官ハ之ヲ他ノ陸軍司法警察官又ハ司法警察官ニ命令シ又ハ囑託スルコトヲ得
第百七十八條　檢察官、陸軍司法警察官吏又ハ司法警察官吏其ノ職務ヲ行フニ當リ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ被告人其ノ場所ニ在リテ其ノ住居若ハ氏名分明ナラサルトキ又ハ第百四十三條各號ニ記載シタル事由アルトキハ左ノ處分ヲ爲スヘシ
一　檢察官、陸軍司法警察官又ハ司法警察官ハ直ニ被告人ヲ逮捕シ又ハ其ノ逮捕ヲ陸軍司法警察吏又ハ司法警察吏ニ命スヘシ
二　陸軍司法警察吏又ハ司法警察吏ハ命令ヲ待タスシテ直ニ被告人ヲ逮捕スヘシ
第百七十九條　現行犯ノ被告人其ノ場所ニ在ルトキハ何人ト雖之ヲ逮捕スルコトヲ得
第百八十條　陸軍司法警察吏又ハ司法警察吏被告人ヲ逮捕シタルトキハ速ニ之ヲ檢察官、陸軍司法警察官吏又ハ司法警察官吏ニ引渡スヘシ
陸軍司法警察吏又ハ司法警察吏被告人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取リタルトキハ速ニ之ヲ檢察官、陸軍司法警察官又ハ司法警察官ニ引致スヘシ
陸軍司法警察吏又ハ司法警察吏被告人ヲ受取リタル場合ニ於テハ逮捕者ノ氏名住居及逮捕ノ事由ヲ聽取ルヘシ必要アルトキハ逮捕者ニ對シ共ニ官署ニ至ルコトヲ求ムルコトヲ得
第百八十一條　司法警察官被告人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取リタルトキハ速ニ訊問シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ直ニ釋放スヘシ留置ノ必要アリト思料スルトキハ速ニ書類及證據物ト共ニ被告人ヲ檢察官又ハ陸軍司法警察官ニ送致スル手續ヲ爲スヘシ
第百八十二條　陸軍司法警察官被告人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取リタルトキハ速ニ訊問シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ直ニ釋放スヘシ留置ノ必要アリト思料スルトキハ遲クトモ三日内ニ書類及證據物ト共ニ被告人ヲ管轄軍法會議ノ檢察官又ハ相當官署ニ送致スル手續ヲ爲スヘシ
第百八十三條　檢察官被告人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取リタルトキハ遲クトモ二十四時間内ニ訊問シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ直ニ釋放スヘシ被告事件急速ヲ要シ軍法會議又ハ豫審官ノ勾留狀ヲ求ムル能ハサル場合ニ於テ留置ノ必要アリト思料スルトキハ勾留狀ヲ發スヘシ但シ五百圓ヲ超過セサル罰金、勾留又ハ科料ニ該ルヘキ事件ニ付テハ第百七十七條第一項第七號ノ場合ヲ除クノ外勾留狀ヲ發スルコトヲ得ス
檢察官勾留狀ヲ發シタルトキハ速ニ長官ニ搜査ノ報告ヲ爲シ又ハ書類及證據物ト共ニ被告人ヲ管轄軍法會議ノ檢查官若ハ相當官署ニ送致スル手續ヲ爲スヘシ
檢察官他ノ檢察官ヨリ被告人ヲ受取リタルトキハ前二項ノ規定ニ準シ處分スヘシ但シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ勾留ヲ取消スヘシ
第百八十四條　現ニ罪ヲ行ヒ又ハ現ニ罪ヲ行ヒ終リタル際ニ發覺シタルモノヲ現行犯トス
兇器贓物其ノ他ノ物ヲ所持シ、誰何セラレテ逃走シ、犯人トシテ追呼セラレ又ハ身體被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料スヘキ場合ハ現行犯ノ被告人其ノ場所ニ在リタルモノト看做ス
第百八十五條　第百七十七條以下ノ場合ニ於ケル勾引又ハ勾留ニ付テハ第百五十一條乃至第百五十三條及第百五十五條乃至第百六十四條ノ規定ヲ準用ス

第八節　被告人訊問

第百八十六條　被告人ニ對シテハ先ツ其ノ人違ナキコトヲ確ムルニ足ルヘキ事項ヲ訊問スヘシ
第百八十七條　被告人ニ對シテハ被告事件ヲ告ケ其ノ事件ニ付陳述スヘキコトアリヤ否ヲ問ヒ其ノ利益ト爲ルヘキ事實ヲ陳述スル機會ヲ與フヘシ
第百八十八條　被告人ニ對シテ訊問ヲ爲ストキハ錄事ヲシテ立會ハシムヘシ但シ檢察官、陸軍司法警察官又ハ司法警察官訊問ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス
第百八十九條　事實發見ノ爲必要アルトキハ被告人ト他ノ被告人又ハ證人ト對質セシムルコトヲ得
第百九十條　被告人聾ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ啞ナルトキハ書面ヲ以テ答ヘシムルコトヲ得

第九節　押收及搜索

第百九十一條　軍法會議ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外證據物又ハ沒收スヘキ物ト思料スルモノハ之ヲ差押フヘシ
軍法會議ハ差押フヘキ物ヲ指定シ所有者、所持者又ハ保管者ニ其ノ物ノ提出ヲ命スルコトヲ得
第百九十二條　軍法會議ハ被告人ヨリ發シ又ハ被告人ニ對シテ發シタル郵便物又ハ電報及其ノ類信紙ニシテ通信事務ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ノ保管又ハ所持スルモノヲ差押ヘ又ハ之ヲ提出セシムルコトヲ得
前項ニ記載シタル以外ノ郵便物又ハ電報及其ノ類信紙ニシテ通信事務ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ノ保管又ハ所持スルモノハ被告事件ニ關係アリト思料スルニ足ルヘキ狀況アルモノニ限リ之ヲ差押ヘ又ハ之ヲ提出セシムルコトヲ得
前二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ之ヲ發信人又ハ受信人ニ通知スヘシ但シ通知ニ因リテ審理ヲ妨クル虞アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第百九十三條　軍法會議ハ被告人其ノ他ノ者ノ遺留シタル物又ハ所有者、所持者若ハ保管者ニ於テ任意ニ提出シタル物ヲ領置スルコトヲ得
第百九十四條　軍法會議ハ必要アルトキハ被告人ノ身體、物又ハ住居其ノ他ノ場所ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得
被告人ニ非サル者ノ身體、物又ハ住居其ノ他ノ場所ニ付テハ押收スヘキ物ノ存在ヲ認知スルニ足ルヘキ狀況アル場合ニ限リ搜索ヲ爲スコトヲ得
第百九十五條　押收又ハ搜索ニ付テハ鎖鑰又ハ封緘ノ開披其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得押收物ニ付亦同シ
第百九十六條　軍事上祕密ヲ要スル場所ニ於テハ其ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ押收又ハ搜索ヲ爲スコトヲ得ス
第百九十七條　公務員又ハ公務員タリシ者ノ保管又ハ所持スル物ニ付本人又ハ當該公務所ヨリ職

務上ノ祕密ニ關スルモノナルコトヲ申立ツルトキハ當該監督官廳ノ承諾アルニ非サレハ押收ヲ爲スコトヲ得ス但シ當該監督官廳ハ帝國ノ安寧ヲ害スル場合ヲ除クノ外承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

國務大臣、宮內大臣、內大臣、樞密院議長、樞密院副議長、樞密顧問官、會計檢査院長、元帥、參謀總長、海軍軍令部長、教育總監若ハ軍事參議官又ハ此等ノ職ニ在リシ者其ノ保管又ハ所持スル物ニ付前項ノ申立ヲ爲ストキハ勅許ヲ得ルニ非サレハ押收ヲ爲スコトヲ得ス

第百九十八條　醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辯護人、公證人、宗教若ハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者ハ業務上委託ヲ受ケタル爲所持スル物ニシテ他人ノ祕密ニ關スルモノニ付押收ヲ拒ムコトヲ得但シ本人承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第百九十九條　軍法會議ハ押收スヘキ物又ハ搜索スヘキ場所、身體若ハ物ヲ指定シタル命令狀ヲ發シ陸軍司法警察官又ハ司法警察官ヲシテ押收又ハ搜索ヲ爲サシムルコトヲ得

命令狀ニハ押收又ハ搜索ヲ爲スヘキ事由ヲ記載シ裁判長之ニ記名捺印スヘシ

命令狀ハ處分ヲ受クル者ノ請求アルトキハ之ヲ示スヘシ

第二百條　陸軍司法警察官又ハ司法警察官前條第一項ノ規定ニ依リ押收又ハ搜索ヲ爲スニ當リ其ノ被告事件ニ關スル他ノ證據物ヲ發見シタルトキハ之ヲ押收スルコトヲ得

第二百一條　陸軍司法警察官又ハ司法警察官前二條ノ規定ニ依リ押收又ハ搜索ヲ爲シタルトキハ檢察官ヲ經テ之ニ關スル書類及押收物ヲ軍法會議ニ差出スヘシ

第二百二條　軍法會議押收又ハ搜索ヲ爲スニ當リ他ノ犯罪ニ關スル顯著ナル證據物ヲ發見シタルトキハ假ニ之ヲ押收シテ檢察官ニ送付スルコトヲ得

檢察官前項ノ規定ニ依リ押收シタル物ヲ留置スル必要ナシト思料スルトキハ之ヲ還付スヘシ

第二百三條　押收又ハ搜索ハ受命裁判官ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ處分ヲ爲スヘキ地ノ豫審官、豫審判事、區裁判所判事又ハ法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ轉囑スルコトヲ得

受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ受託ノ權限アル官署ニ囑託ヲ移送スルコトヲ得

受命裁判官又ハ受託豫審官ハ押收又ハ搜索ヲ爲スニ付軍法會議ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得但シ第百九十二條第三項ノ通知ハ軍法會議之ヲ爲スヘシ

第二百四條　日出前、日沒後ニハ住居主若ハ保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ押收又ハ搜索ノ爲人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅建造物若ハ艦船ニ入ルコトヲ得ス但シ猶豫スヘカラサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

日沒前押收又ハ搜索ニ著手シタルトキハ日沒後ト雖其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ得

第二百五條　左ノ場所ニ付テハ前條第一項ニ規定スル制限ニ依ルコトヲ要セス

一　賭博、富籤又ハ風俗ヲ害スル行爲ニ常用セラルルモノト認ムヘキ場所

二　旅店、飲食店其ノ他夜間ト雖公衆ノ出入スルコトヲ得ヘキ場所但シ公開シタル時間內ニ限ル

第二百六條　官署、公署又ハ兵營其ノ他軍事用ノ廳舍若ハ艦船ノ內ニ於テ押收又ハ搜索ヲ爲ストキハ其ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ通知シテ其ノ處分ニ立會ハシムヘシ

前項ノ場合ヲ除クノ外人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ船舶ノ內ニ於テ押收又ハ搜索ヲ爲ストキハ住居主若ハ保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ヲシテ其ノ處分ニ立會ハシムヘシ此等ノ者ヲシテ立會ハシムルコト能ハサルトキハ鄰人又ハ市町村吏員ヲシテ立會ハシムヘシ

第二百七條　檢察官、被告人又ハ辯護人ハ押收又ハ搜索ノ處分ニ立會フコトヲ得但シ拘禁セラレタル被告人ハ此ノ限ニ在ラス

押收又ハ搜索ノ處分ヲ爲スニ付必要アルトキハ被告人ヲシテ其ノ處分ニ立會ハシムルコトヲ得

第二百八條　押收又ハ搜索ヲ爲スヘキ日時及場所ハ豫メ前條ノ規定ニ依リ其ノ處分ニ立會フコトヲ得ヘキ者ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ノ處分ヲ要スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二百九條　押收又ハ搜索ヲ爲スニ付必要アルトキハ陸軍司法警察官吏又ハ司法警察官吏ヲシテ補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百十條　押收又ハ搜索ノ處分中ハ何人ニ限ラス許可ヲ得スシテ其ノ場所ニ出入スルコトヲ禁止スルコトヲ得

前項ノ禁止ニ從ハサル者ハ之ヲ退去セシメ又ハ處分ヲ終ル迄之ヲ留置スルコトヲ得

第二百十一條　押收又ハ搜索ノ處分ヲ中止スル場合ニ於テ必要アルトキハ其ノ場所ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クヘシ

第二百十二條　押收ヲ爲シタル場合ニ於テ所有者所持者若ハ保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ請求アリタルトキハ品目ヲ記載シタル調書又ハ目錄ノ謄本又ハ抄本ヲ之ニ交付スヘシ

第二百十三條　押收物ニ付テハ喪失又ハ毀損ヲ防ク爲相當ノ處置ヲ爲スヘシ

運搬又ハ保管ニ不便ナル押收物ニ付テハ看守者ヲ置キ又ハ所有者ノ他ノ者ヲシテ之ヲ保管セシムルコトヲ得

危害ヲ生スル虞アル押收物ハ之ヲ廢棄スルコトヲ得

第二百十四條　沒收スルコトヲ得ヘキ押收物ニシテ滅失若ハ毀損ノ虞アルモノ又ハ保管ニ不便ナルモノハ之ヲ公賣シテ其ノ代價ヲ保管スルコトヲ得

第二百十五條　押收物ニシテ留置ノ必要ナキモノハ被告事件ノ終結ヲ待タス檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ還付スヘシ

押收物ハ所有者、所持者、保管人又ハ差出人ノ請求ニ因リ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ假ニ之ヲ還付スルコトヲ得

第二百十六條　押收シタル贓物ニシテ留置ノ必要ナキモノハ被害者ニ還付スヘキ理由明瞭ナルトキニ限リ被告事件ノ終結ヲ待タス檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ被害者ニ還付スヘシ

前項ノ規定ハ民事訴訟ノ手續ニ從ヒ利害關係人ヨリ其ノ權利ヲ主張スルコトヲ妨ケス

第二百十七條　押收又ハ搜索ヲ爲ストキハ錄事ヲシテ立會ハシムヘシ

第二百十八條　豫審官ハ押收及搜索ニ關シ軍法會議ト同一ノ權ヲ有ス

第二百十九條　檢察官ハ第百七十七條、第百七十八條又ハ第百八十三條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ押收若ハ搜索ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ檢察官、陸軍司法警察官若ハ司法警察官ニ囑託スルコトヲ得

陸軍司法警察官ハ第百七十七條、第百七十八條又ハ第百八十二條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ押收若ハ搜索ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ陸軍司法警察官若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

司法警察官ハ第百七十八條又ハ第百八十一條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ押收若ハ搜索ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

陸軍司法警察官又ハ司法警察官押收ヲ爲シタル場合ニ於テ留置ノ必要アリト思料スルトキハ速ニ押收物ヲ檢察官ニ送付スヘシ但シ第二百十三條第二項又ハ第三項ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢察官ニ通知スヘシ

第二百二十條　人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ內ニ現行犯アル場合ニ於テ急速ノ處分ヲ要スルトキハ檢察官、陸軍司法警察官又ハ司法警察官ハ何時ニテモ其ノ場所ニ入リ押收又ハ搜索ヲ爲スコトヲ得

第二百二十一條　人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅建造物若ハ艦船ノ內ニ現行犯アル場合ニ於テ被告人ヲ逮捕スルニ付急速ノ處分ヲ要スルトキハ檢察官、陸軍司法警察官吏又ハ司法警察官吏ハ何時ニテモ其ノ場所ニ入リ之ヲ搜索スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百六條第二項ノ規定ニ依ルコトヲ要セス

檢察官、陸軍司法警察官吏又ハ司法警察官吏現行犯ノ被告人ヲ逮捕スル爲追行シタル場合ニ於テ被告人、人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅モ、建造物若ハ艦船ノ內ニ逃入リタルトキ亦前項ニ同シ

第二百二十二條　勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スル場合ニ於テ必要アルトキハ人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ內ニ入リ搜索ヲ爲スコトヲ得但シ第百七十七條第一項第一號又ハ第三號乃至第六號ノ規定ニ依リ發シタル勾引狀ヲ執行スル場合ニ於テハ前條ノ例ニ依ル

第二百二十三條　檢察官、陸軍司法警察官又ハ司

法警察官ノ爲ス押收及搜索ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外第百九十一條乃至第百九十八條、第二百二條、第二百四條乃至第二百六條及第二百十條乃至第二百十六條ノ規定ヲ準用ス

陸軍司法警察吏、下士卒又ハ司法警察吏ノ爲ス搜索ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外第百九十五條、第百九十六條、第二百四條乃至第二百六條及第百十條ノ規定ヲ準用ス

第十節　檢證

第二百二十四條　軍法會議ハ事實發見ノ爲必要アルトキハ檢證ヲ爲スヘシ

第二百二十五條　檢證ニ付テハ身體ノ檢査、死體ノ解剖、墳墓ノ發掘其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

被告人ニ非サル者ノ身體ノ檢査ハ一定ノ證跡ノ存否ヲ確認スルニ必要ナル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第二百二十六條　日出前、日沒後ニハ住居主若ハ保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ檢證ノ爲人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ニ入ルコトヲ得ス但シ猶豫スヘカラサル場合又ハ日出後ニ於テハ檢證ノ目的ヲ達スルコト能ハサル虞アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

日沒前檢證ニ著手シタルトキハ日沒後ト雖其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ得

第二百五條ニ記載シタル場所ニ付テハ第一項ニ規定スル制限ニ依ルコトヲ要セス

第二百二十七條　檢證ニ付テハ第百九十六條、第二百三條、第二百六條乃至第二百十一條及第二百十七條ノ規定ヲ準用ス

第二百二十八條　豫審官ハ檢證ニ關シ軍法會議ト同一ノ權ヲ有ス

第二百二十九條　檢察官ハ第百七十七條、第百七十八條又ハ第百八十二條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ檢證ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ檢察官、陸軍司法警察官若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

陸軍司法警察官ハ第百七十七條、第百七十八條又ハ第百八十二條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ檢證ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ陸軍司法警察官若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

司法警察官ハ第百七十六條又ハ第百八十一條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ檢證ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

第二百三十條　人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ內ニ現行犯アル場合ニ於テ急速ノ處分ヲ要スルトキハ檢察官、陸軍司法警察官又ハ司法警察官ハ何時ニテモ其ノ場所ニ入リ檢證ヲ爲スコトヲ得

第二百三十一條　變死人又ハ變死人ト思料スヘキ者第一條ニ記載シタル者ナルトキハ部隊內ニ於テハ陸軍司法警察官ノ職務ヲ行フ部隊ノ長、其ノ他ノ場所ニ於テハ檢察官又ハ陸軍司法警察官檢視ヲ爲スヘシ

變死人又ハ變死人ト思料スヘキ者第一條ニ記載シタル者以外ノ者ナルトキト雖部隊內ニ於テ死體ヲ發見シタル場合ニ於テハ陸軍司法警察官ノ職務ヲ行フ部隊ノ長檢視ヲ爲スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ部隊ノ長ハ檢察官又ハ陸軍司法警察官ニ檢視ヲ囑託スルコトヲ得

檢視ニ因リ犯罪アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ急速ノ處分ヲ要スルトキハ引續キ檢證ヲ爲スコトヲ得

第一項乃至第三項ノ規定ハ他ノ法令ニ依ル檢視ヲ妨ケス

第二百三十二條　檢察官又ハ陸軍司法警察官ハ前條ノ處分ヲ司法警察官ニ囑託スルコトヲ得

第二百三十三條　檢察官、陸軍司法警察官又ハ司法警察官ノ爲ス檢證ニ付テハ第百九十六條、第二百六條、第二百十條、第二百十一條、第二百二十五條及第二百二十六條ノ規定ヲ準用ス

第十一節　證人訊問

第二百三十四條　軍法會議ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外何人ト雖證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得

第二百三十五條　公務員又ハ公務員タリシ者ノ知得タル事實ニ付本人又ハ當該公務所ヨリ職務上ノ祕密ニ關スルモノナル事ヲ申立ツルトキハ當該監督官廳ノ承諾アルニ非サレハ證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得ス但シ當該監督官廳ハ帝國ノ安寧ヲ害スル場合ヲ除クノ外承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

國務大臣、宮內大臣、內大臣、樞密院議長、樞密院副議長、樞密顧問官、會計檢査院長、元帥、參謀總長、海軍軍令部長、教育總監若ハ軍事參議官又ハ此等ノ職ニ在リシ者前項ノ申立ヲ爲ストキハ勅許ヲ得ルニ非サレハ證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得ス

第二百三十六條　左ニ記載シタル者ハ證言ヲ拒ムコトヲ得

一　被告人ノ配偶者、四親等內ノ血族若ハ三親等內ノ姻族又ハ被告人ト此等ノ親族關係アリタル者

二　被告人ノ後見人、後見監督人又ハ保佐人

三　被告人ノ後見人、後見監督人又ハ保佐人ト爲ス者

共同被告人ノ一人又ハ數人ニ對シ前項ノ關係アル者ト雖他ノ共同被告人ノミニ關スル事項ニ付テハ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百三十七條　醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人、宗教若ハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者ハ業務上委託ヲ受ケタル爲知得タル事實ニシテ他人ノ祕密ニ關スルモノニ付證言ヲ拒ムコトヲ得但シ本人承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二百三十八條　證言ヲ爲スニ因リ自己又ハ自己ト第二百三十六條第一項ニ規定スル關係アル者刑事上ノ訴追ヲ受クル虞アルトキハ證言ヲ拒ムコトヲ得

現ニ供述ヲ爲スヘキ事件ノ被告人ト共犯ノ關係アリトシテ起訴セラレ未タ確定判決ヲ經サルトキ亦前項ニ同シ

第二百三十九條　證言ヲ拒ム者ハ之ヲ拒ム事由ヲ疏明スヘシ但シ前條ノ場合ニ於テハ其ノ事由ノ相違ナキ旨ヲ宣誓ヲ以テ疏明ニ代フルコトヲ得

證書ヲ拒ム事由ヲ疏明スルコト能ハサルトキ又ハ宣誓ヲ爲ササルトキハ決定ヲ以テ其ノ申立ヲ却下スヘシ

第二百四十條　第百四十一條及第百五十四條ノ規定ハ證人ノ召喚ニ之ヲ準用ス

第二百四十一條　召喚ヲ受ケタル證人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ五十圓以下ノ過料ニ處シ且不參ニ因リ生シタル費用ノ賠償ヲ命スルコトヲ得

第二百四十二條　前條ノ決定ヲ受ケタル者ハ其ノ送達アリタル日ヨリ三日內ニ正當ノ事由アリテ出頭スルコト能ハサリシコトヲ疏明シタルトキハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ其ノ決定ヲ取消スヘシ

天災其ノ他避クヘカラサル事故ノ爲期間內ニ前項ノ證明ヲ爲スコト能ハサリシ者ハ事故ノ止ミタル日ヨリ三日內ニ其ノ證明ヲ爲シタルトキハ亦前項ニ同シ

第二百四十三條　召喚ニ應セサル證人ニ對シテハ更ニ召喚狀ヲ發シ又ハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

第二百四十四條　證人ノ召喚狀又ハ勾引狀ニハ證人ノ氏名及住所、被告人ノ氏名並被告事件ヲ記載シ裁判長之ニ記名捺印スヘシ

召喚狀ニハ出頭スヘキ年月日時及場所並召喚ニ應セサルトキハ過料ニ處シ且勾引狀ヲ發スルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘシ

召喚狀ノ送達ト出頭トノ間ニハ少クトモ二十四時間ノ猶豫ヲ存スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

證人第一條ニ記載シタル者ナルトキハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二百四十五條　證人ノ勾引ニ付テハ第百五十五條乃至第百五十九條及第百六十三條ノ規定ヲ準用ス

第二百四十六條　證人ニ對シテハ先ツ其ノ人違ナキカ否及第二百三十六條第一項ニ記載シタル者ナリヤ否ヲ取調フヘシ

第二百三十六條第一項ニ記載シタル者ニハ證言ヲ拒ムコトヲ得ル旨ヲ告クヘシ

第二百四十七條　證人ニハ宣誓ヲ爲サシムヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二百四十八條　宣誓ハ訊問前之ヲ爲サシムヘシ但シ宣誓ヲ爲サシムヘキ者ナリヤ否ニ付疑アルトキハ訊問後之ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百四十九條　宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ爲スヘシ

宣誓書ニハ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ默祕セス又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ

訊問後宣誓ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ默祕セス又何事ヲモ附加セサリシコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ

裁判長ハ宣誓書ヲ朗讀シ證人ヲシテ署名捺印セシムヘシ

第二百五十條　宣誓ヲ爲サシムヘキ證人ニハ宣誓前僞證ノ罰ヲ告クヘシ

第二百五十一條　同一ノ被告事件ニ付數名ノ證人出頭シタル場合ニ於テハ其宣誓ハ同時ニ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百五十二條　左ニ記載シタル者ニハ宣誓ヲ爲サシメスシテ之ヲ訊問スヘシ

一　十五歳未滿ノ者

二　宣誓ノ本旨ヲ解スルコト能ハサル者

三　現ニ供述ヲ爲スヘキ事件ノ被告人ト共犯ノ關係アル者又ハ其ノ嫌疑アル者

四　第二百三十六條第一項ニ記載シタル者ニシテ證言ヲ拒マサル者

五　第二百三十八條ノ場合ニ於テ證言ヲ拒マサル者

六　被告人ノ雇人又ハ同居人

前項第三號ノ規定ノ適用ニ付テハ犯人藏匿ノ罪、證憑湮滅ノ罪、僞證ノ罪、虚僞ノ鑑定通譯ノ罪及贓物ニ關スル罪ノ犯人ハ其ノ本犯ノ共犯ト看做ス

第一項ニ記載シタル者宣誓ヲ爲シタルトキト雖其ノ供述ハ證言タルノ効力ヲ妨ケラルヽコトナシ

第二百五十三條　證人ノ供述カ其ノ證人若ハ之ト第二百三十六條第一項ニ規定スル關係アル者ノ恥辱ニ歸シ又ハ其ノ財産上ニ重大ナル損害ヲ生スル虞アルトキハ宣誓ヲ爲サシメスシテ訊問スルコトヲ得

第二百五十四條　證人ノ訊問ハ後ニ訊問スヘキ證人ノ在ラサル場所ニ於テ各別ニ之ヲ爲スヘシ

第二百五十五條　事實發見ノ爲必要アルトキハ證人ト他ノ證人又ハ被告人ト對質セシムルコトヲ得

第二百五十六條　證人ニハ訊問事項ニ付連絡シタル供述ヲ爲サシムヘシ

必要アル場合ニ於テハ證人ノ供述ヲ明白ナラシメ又ハ其ノ眞否ヲ判斷スル爲適當ナル訊問ヲ爲スヘシ

第二百五十七條　證人ニハ其ノ實驗シタル事實ニ因リ推測シタル事項ヲ供述セシムルコトヲ得

前項ノ供述ハ鑑定ニ屬スル故ヲ以テ證言タルノ効力ヲ妨ケラルヽコトナシ

第二百五十八條　第百八十八條及第九十條ノ規定ハ證人ノ訊問ニ付之ヲ準用ス

第二百五十九條　證人軍法會議構内ニ在ルトキハ召喚ヲ爲サスシテ之ヲ訊問スルコトヲ得

第二百六十條　證人ハ必要アル場合ニ於テハ軍法會議外ノ指定ノ場所ニ之ヲ召喚シ又ハ其ノ所在ニ就キ之ヲ訊問スルコトヲ得

第二百六十一條　親任官又ハ親任官ノ待遇ヲ受クル者ハ其ノ現在地ニ於テ之ヲ訊問スヘシ

帝國議會ノ議員議會ノ開期中開會地ニ滯在スルトキハ其ノ滯在地ニ於テ之ヲ訊問スヘシ

第二百六十二條　證人正當ノ理由ナクシテ宣誓又ハ證言ヲ拒ミタルトキハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ百圓以下ノ過料ニ處スヘシ第二百三十九條第一項但書ノ場合ニ於テ虚僞ノ宣誓ヲ爲シタルトキハ亦同シ

第二百六十三條　軍法會議ハ必要アルトキハ決定ヲ以テ指定ノ場所ニ證人ノ同行ヲ命スルコトヲ得證人正當ノ事由ナクシテ同行ヲ肯セサルトキハ之ヲ勾引スルコトヲ得

第二百六十四條　軍法會議外ニ於テ證人ノ訊問ヲ爲ス場合ニ於テハ受命裁判官ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ證人現在地ノ豫審官、豫審判事、區裁判所判事若ハ法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ轉囑スルコトヲ得

受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ受託ノ權限アル官署ニ囑託ヲ移送スルコトヲ得

受命裁判官又ハ受託豫審官ハ證人訊問ニ付軍法會議又ハ裁判長ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得但シ第二百四十一條及第二百六十二條ノ決定ハ軍法會議亦之ヲ爲スコトヲ得

第二百六十五條　豫審官ハ證人訊問ニ關シ軍法會議又ハ裁判長ト同一ノ權ヲ有ス

第二百六十六條　檢察官ハ第百七十七條、第百七十八條又ハ第百八十三條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ第二百三十四條乃至第二百六十四條ノ規定ニ準シ證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ檢察官、陸軍司法警察官若ハ司法警察官ニ囑託スル事ヲ得陸軍司法警察官ハ第百七十七條、第百七十八條又ハ第百八十二條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ第二百三十四條乃至第二百六十四條ノ規定ニ準シ證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ陸軍司法警察官若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

司法警察官ハ第百七十八條又ハ第百八十一條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ第二百三十四條乃至第二百六十四條ノ規定ニ準シ證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

第二百六十七條　檢察官證人ヲ訊問スル場合ニ於テハ宣誓ヲ爲サシメサルコトヲ得

陸軍司法警察官又ハ司法警察官ハ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第二百六十八條　檢察官、陸軍司法警察官又ハ司法警察官ハ證人ニ對シ過料又ハ賠償ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス

第二百六十九條　證人ハ旅費、日當及止宿料ヲ請求スルコトヲ得但シ正當ノ事由ナクシテ宣誓又ハ證言ヲ拒ミタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十二節　鑑定

第二百七十條　軍法會議ハ學識經驗アル者ニ鑑定ヲ命スルコトヲ得

第二百七十一條　鑑定人ニハ鑑定ヲ爲サス前宣誓ヲ爲サシムヘシ

宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ爲スヘシ

宣誓書ニハ誠實ニ鑑定ヲ爲スコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ

第二百七十二條　鑑定ノ經過及結果ハ鑑定人ヲシテ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ報告セシムヘシ

鑑定人數人アルトキハ共同シテ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

書面ヲ以テ報告ヲ爲サシメタル場合ニ於テ必要アルトキハ口頭ヲ以テ其ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百七十三條　軍法會議ハ必要アル場合ニ於テハ鑑定人ヲシテ軍法會議外ニ於テ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ鑑定ニ關スル物ヲ鑑定人ニ交付スルコトヲ得

被告人ノ心神又ハ身體ニ關スル鑑定ヲ爲サシムルニ付必要アルトキハ軍法會議ハ期間ヲ定メ病院其ノ他相當ノ場所ニ被告人ヲ留置スルコトヲ得

第二百七十四條　鑑定人ハ鑑定ニ付必要アル場合ニ於テハ軍法會議ノ許可ヲ得テ身體ヲ檢査シ死體ヲ解剖シ又ハ物ヲ毀壞スルコトヲ得

第二百七十五條　鑑定人ハ鑑定ニ付必要アル場合ニ於テハ軍法會議ノ許可ヲ得テ書類若ハ證據物ヲ閲覽シ若ハ謄寫シ又ハ被告人若ハ證人ノ訊問ニ立會フコトヲ得

鑑定人ハ被告人若ハ證人ノ訊問ヲ求メ又ハ許可ヲ得テ此等ノ者ニ對シ直接ニ問ヲ發スルコトヲ得

第二百七十六條　軍法會議ハ受命裁判官ヲシテ鑑定ニ付必要ナル處分ヲ爲サシムルコトヲ得但シ第二百七十三條第三項ノ規定ニ依ル處分ハ此ノ限ニ在ラス

第二百七十七條　軍法會議ハ鑑定ヲ十分ナラスト思料スルトキハ鑑定人ヲ增加シ又ハ他ノ鑑定人ニ命シテ鑑定ヲ得サシムルコトヲ得

第二百七十八條　檢察官及辯護人ハ鑑定ニ立會フコトヲ得

第二百八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百七十九條　鑑定ニ付テハ勾引ニ關スル規定ヲ除クノ外第十一節ノ規定ヲ準用ス

檢察官、陸軍司法警察官又ハ司法警察官ハ第二百七十三條第三項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スコトヲ得ス

第二百八十條　鑑定人ハ旅費、日當及止宿料ノ外鑑定料及立替金ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得

第二百八十一條　軍法會議ハ官署公署ニ鑑定ヲ囑託スルコトヲ得

前九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ第二百七十條第三項ノ規定ニ依ル説明ハ官署公署ノ指定シタル者ヲシテ之ヲ得サシムヘシ

第二百八十一條　軍法會議ハ官署公署ニ鑑定ヲ囑託スルコトヲ得

前九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ第二百七十二條第三項ノ規定ニ依ル説明ハ官署公署ノ指定シタル者ヲシテ之ヲ得サシムヘシ

第二百八十二條　特別ノ智識ニ因リ知得タル過去ノ事實ニ付其ノ事實ヲ知リタル者ヲ訊問スル場

合ニハ本節ノ規定ニ依ラス第十一節ノ規定ヲ適用ス

第十三節　通譯

第二百八十三條　國語ニ通セサル者ヲシテ陳述ヲ爲サシムル場合ニ於テハ通事ヲシテ通譯ヲ爲サシムヘシ

第二百八十四條　聾者又ハ啞者ヲシテ陳述ヲ爲サシムル場合ニ於テハ通事ヲシテ通譯ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百八十五條　國語ニ非サル文字又ハ符號ハ之ヲ翻譯セシムルコトヲ得

第二百八十六條　軍法會議ハ官署公署ニ翻譯ヲ囑託スルコトヲ得

第二百八十七條　通譯及翻譯ニ付テハ第十二節ノ規定ヲ準用ス

第二章　始審

第一節　搜査

第二百八十八條　犯罪ニ因リ害ヲ被リタル者ハ告訴ヲ爲スコトヲ得

被害者ノ法定代理人又ハ夫ハ獨立シテ告訴ヲ爲スコトヲ得

被害者死亡シタルトキハ其ノ家督相續人又ハ親族告訴ヲ爲スコトヲ得但シ被害者ノ明示シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ刑法第百八十三條ノ罪ニ之ヲ適用セス

第二百八十九條　前條第二項ノ場合ニ於テ被害者ノ法定代理人被告人ナルトキ、被告人ノ配偶者ナルトキ又ハ被告人ノ四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族ナルトキハ被害者ノ親族ハ獨立シテ告訴ヲ爲スコトヲ得

第二百九十條　刑法第二百三十條第二項ノ罪ニ付テハ死者ノ親族、遺族又ハ後裔告訴ヲ爲スコトヲ得

第二百九十一條　前三條ノ規定ニ依リテ告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ管轄軍法會議ノ檢察官ハ利害關係人ノ申立ニ因リ告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者ヲ指定スルコトヲ得但シ刑法第百八十三條ノ罪ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二百九十二條　親告罪ノ告訴ハ犯人ヲ知リタル時ヨリ六月内ニ之ヲ爲スニ非サレハ其ノ効ナシ

刑法第二百二十九條但書ノ場合ニ於ケル告訴ハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確定シタル時ヨリ六月内ニ之ヲ爲スニ非サレハ其ノ効ナシ

第二百九十三條　告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者數人アル場合ニ於テ一人ノ期間ノ懈怠ハ他ノ者ニ其ノ効ヲ及ホサス

第二百九十四條　告訴ハ始審ノ判決ノ告知アル迄之ヲ取消スコトヲ得

告訴ノ取消ヲ爲シタル者ハ更ニ告訴ヲ爲スコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付テノ請求ニ之ヲ準用ス

第二百九十五條　親告罪ニ付共犯ノ一人又ハ數人ニ對シテ爲シタル告訴又ハ其ノ取消ハ他ノ共犯ニ對シ亦其ノ効ヲ生ス

前項ノ規定ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付テノ請求又ハ其ノ取消ニ之ヲ準用ス

刑法第百八十三條ノ罪ニ付相姦者ノ一人ニ對シ告訴又ハ其ノ取消アリタルトキハ他ノ一人ニ對シ亦其ノ効ヲ生ス

第二百九十六條　何人ニ限ラス犯罪アリト思料シタルトキハ告發ヲ爲スコトヲ得

官吏又ハ公吏其ノ職務ヲ行フニ因リ犯罪アリト思料シタルトキハ告發ヲ爲スヘシ

第二百九十七條　告訴又ハ告發ハ代理人ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得

第二百九十八條　告訴又ハ告發ハ書面又ハ口頭ヲ以テ檢察官、陸軍司法警察官、檢事若ハ司法警察官又ハ之ニ相當スル官署ニ之ヲ爲スヘシ

第二百九十九條　檢察官、陸軍司法警察官、檢事若ハ司法警察官又ハ相當官署口頭ノ告訴又ハ告發ヲ受ケタルトキハ調書ヲ作ルヘシ

第百八條第三項乃至第五項及第百十一條ノ規定ハ檢察官又ハ陸軍司法警察官ノ作ルヘキ前項ノ調書ニ之ヲ準用ス

第三百條　檢事若ハ司法警察官又ハ相當官署告訴又ハ告發ヲ受ケタルトキハ速ニ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢察官又ハ陸軍司法警察官ニ送付スヘシ

第三百一條　告訴又ハ告發ノ取消又ハ變更ニ付テハ前四條ノ規定ヲ準用ス

第三百二條　自身ニ付テハ告發ニ關スル規定ヲ準用ス

第三百三條　檢察官又ハ陸軍司法警察官搜査ヲ爲スニ付テハ其ノ目的ヲ達スルニ必要ナル取調ヲ爲スコトヲ得但シ强制ノ處分ハ別段ノ規定アル場合ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

搜査ニ付テハ公務所ニ照會シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第三百四條　檢察官搜査ヲ爲スニ付强制ノ處分ヲ必要トスルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ト雖長官ノ認可ヲ受ケ押收、搜索、檢證、被告人ノ勾留、被告人若ハ證人ノ訊問又ハ鑑定ノ處分ヲ豫審官ニ請求スルコトヲ得

請求ヲ受ケタル豫審官ノ處分ニ付テハ豫審ニ關スル規定ヲ準用ス

第三百五條　豫審官前條ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢察官ニ送付スヘシ

第三百六條　陸軍司法警察官搜査ヲ爲シタルトキハ長官ニ搜査ノ報告ヲ爲シ又ハ檢察官若ハ相當官署ニ事件ヲ送致スヘシ

搜査ノ報告ヲ爲スニハ書類及證據物ト共ニ報告書ヲ檢察官ニ送付スヘシ

檢察官前項ノ規定ニ依リ報告書ノ送付ヲ受ケタルトキハ意見ヲ附シ書類及證據物ト共ニ之ヲ長官ニ提出スヘシ

第三百七條　檢察官搜査ヲ爲シタルトキハ書類及證據物ニ意見書ヲ添ヘ長官ニ搜査ノ報告ヲ爲シ又ハ管轄軍法會議ノ檢察官若ハ相當官署ニ事件ヲ送致スヘシ

第三百八條　長官搜査ノ報告ヲ受ケタル場合ニ於テハ檢察官ニ對シ左ノ命令ヲ爲スヘシ

一　公訴ヲ提起スヘキモノト思料スルトキハ公訴提起ノ命令

二　豫審ニ付スルノ必要アリト思料スルトキハ豫審請求ノ命令

第三百九條　長官ハ前條ノ命令ヲ爲ササル場合ニ於テ被告事件其ノ軍法會議ノ管轄ニ屬セサルモノナルトキ又ハ軍法會議ノ裁判權ニ屬セサルモノナルトキハ檢察官ニ對シ其事件ヲ管轄軍法會議ノ檢察官又ハ相當官署ニ送致スヘキ旨ノ命令ヲ爲スヘシ

檢察官被告事件ノ送致ヲ爲ス場合ニ於テ勾留セラレタル被告人ニ對シ勾留ヲ繼續スル必要ナシト思料スルトキハ之ヲ釋放スヘシ

第三百十條　長官前二條ノ命令ヲ爲ササルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢察官ニ告知スヘシ

第三百十一條　檢察官前條ノ規定ニ依ル告知ヲ受ケタルトキハ勾留シタル被告人ハ速ニ之ヲ釋放シ押收シタル物ハ速ニ之ヲ還付スヘシ但シ必要ナル場合ニ於テハ公訴ノ時効完成スルニ至ル迄之ヲ保管スルコトヲ得

第二節　豫審

第三百十二條　豫審ノ請求ハ檢察官ノ屬スル軍法會議ノ豫審官ニ之ヲ爲スヘシ

第三百十三條　同一事件ニ付數個ノ軍法會議ノ豫審官ニ豫審ノ請求アリタルトキハ高等軍法會議ハ檢察官ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ其ノ豫審官中ヨリ豫審ヲ爲スヘキ者ヲ指定スヘシ

前項ノ決定アリタルトキハ豫審官ハ書類及證據物ヲ指定セラレタル豫審官ニ送付スヘシ

第三百十四條　豫審ノ請求ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

豫審ノ請求ハ急速ヲ要スル場合ニ限リ口頭又ハ豫定ノ符號ヲ用ヰタル電報ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得口頭又ハ電報ヲ以テ豫審ノ請求ヲ爲シタルトキハ之ヲ調書ニ豫審官錄事ト共ニ署名捺印スヘシ

第三百十五條　豫審ノ請求ヲ爲スニハ犯罪ノ事實ヲ示スヘシ

被告人分明ナルトキハ之ヲ指定スヘシ

被告人ノ指定ハ氏名ヲ以テシ氏名知レサルトキハ容貌、體格其ノ他ノ徵表ヲ以テスヘシ

豫審請求ノ後被告人分明ト爲リタルトキハ速ニ之ヲ指定シ豫審官ニ通知スヘシ

第三百十六條　豫審官ハ豫審中檢察官ノ指定セサル被告人ヲ發見シタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ檢察官ノ查定ヲ待タス之ヲ被告人ト爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢察官ニ通知スヘシ

第三百十七條　豫審官ハ豫審中被告人ニ他ノ犯罪アルコトヲ認知シタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ檢察官ノ請求ヲ待タス豫審處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢察

官ニ通知スヘシ
檢察官前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ意見ヲ附シ速ニ長官ニ報告スヘシ
第三百十八條　長官前條ノ報告ヲ受ケ豫審ノ必要アリト思料スルトキハ豫審ノ請求ヲ命スヘシ
豫審官檢察官ヨリ豫審ヲ請求セサル旨ノ通知ヲ受ケタルトキ又ハ前條ノ通知ヲ爲シタル時ヨリ四十八時間内ニ豫審ノ請求ナキトキハ其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ得ス若シ被告人ヲ勾留シタルトキハ之ヲ釋放シ押收シタル物アルトキハ之ヲ還付スヘシ
第三百十九條　公訴ヲ受ケタル被告人ニ對シテハ同一事件ニ付豫審ヲ爲スコトヲ得ス
第三百二十條　豫審官ハ豫審請求ノ手續其ノ規定ニ違ヒタル爲無效ナルトキ又ハ第三百三十二條第三百三十七條若ハ第四百條ノ規定ニ違反シテ豫審ヲ請求シタルトキハ豫審ノ請求ヲ却下スヘシ
第三百二十一條　豫審ハ事件カ公訴ヲ提起スヘキモノナリヤ否ヲ決スルニ必要ナル事項ヲ取調フルヲ以テ限度トス
公判ニ於テ取調ヘ難シト思料スル事項ニ付亦其ノ取調ヲ爲スヘシ
第三百二十二條　豫審官ハ公務所ニ照會シ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得
第三百二十三條　豫審官ハ被告人ヲ訊問スヘシ
豫審官ハ被告人ノ所在ニ就キ之ヲ訊問スルコトヲ得
第三百二十四條　豫審官ハ豫審終了前被告人ニ對シ嫌疑ヲ受ケタル原由ヲ告知シ辯解ヲ爲サシムヘシ但シ被告人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ此ノ限ニ在ラス
第三百二十五條　豫審官ハ豫審處分ノ一部ニ付其ノ軍法會議ノ豫審官ニ補助ヲ求ムルコトヲ得
第三百二十六條　檢察官及被告人ハ豫審中何時ニテモ必要ナル豫審處分ヲ豫審官ニ請求スルコトヲ得
檢察官ハ豫審中何時ニテモ書類及證據物ヲ閲覽スルコトヲ得
第三百二十七條　豫審官ハ左ニ記載シタル場合ニ於テハ檢察官ノ意見ヲ聽キ豫審手續ヲ中止スルコトヲ得
一　被告人分明ナラサルトキ
二　被告人ノ所在分明ナラサルトキ
三　被告人心神喪失ノ狀態ニ在ルトキ
第三百二十八條　豫審中ノ事件ニ付高等軍法會議ノ管轄ニ屬スルモノトシテ高等軍法會議ノ檢察官ヨリ豫審ノ請求アリタルトキハ豫審官ハ豫審手續ヲ止ムヘシ
第三百二十九條　豫審官被告事件ニ付取調ヲ終了シタリト思料シタルトキハ書類及證據物ヲ檢察官ニ送付スヘシ
前項ノ場合ニ於テ檢察官事項ヲ指示シテ取調ヲ請求シタルトキハ豫審官ハ更ニ其ノ取調ヲ爲シ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢察官ニ送付スヘシ
第三百三十條　檢察官前條ノ規定ニ依リ書類及證據物ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ニ意見書ヲ添ヘ長官ニ豫審終了ノ報告ヲ爲スヘシ
第三百三十一條　長官前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ檢察官ニ對シ左ノ命令ヲ爲スヘシ
一　公訴ヲ提起スヘキモノト思料スルトキハ公訴提起ノ命令
二　不起訴ノ處分ヲ爲スヘキモノト思料スルトキハ不起訴處分ノ命令
三　被告事件其ノ軍法會議ノ管轄ニ屬セサルモノナルトキ又ハ軍法會議ノ裁判權ニ屬セサルモノナルトキハ事件送致ノ命令
檢察官前項第一號又ハ第二號ノ命令ニ依リ公訴提起又ハ不起訴處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ豫審官及被告人ニ通知スヘシ
第三百三十二條　被告人ニ對シ不起訴處分ヲ爲シタル場合ニ於テハ新ナル事實又ハ證據ヲ發見シタルトキニ非サレハ同一事件ニ付之ヲ豫審ノ被告人ト爲シ又ハ之ニ對シ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス
第三百三十三條　檢察官不起訴處分ヲ爲シタルトキハ直ニ被告人ヲ釋放スヘシ
第三百三十四條　檢察官不起訴處分ヲ爲シタルトキハ直ニ押收物ヲ還付スヘシ但シ必要アル場合ニ於テハ公訴ノ時效完成スルニ至ル迄之ヲ還付セサルコトヲ得
押收シタル贓物ニシテ被害者ニ還付スヘキ理由明瞭ナルモノハ之ヲ被害者ニ還付スヘシ
前項ノ規定ハ民事訴訟ノ手續ニ從ヒ利害關係人ヨリ其ノ權利ヲ主張スルコトヲ妨ケス
第三百三十五條　檢察官事件送致ノ命令ヲ受ケタルトキハ事件ヲ管轄軍法會議ノ檢察官又ハ相當官署ニ送致スヘシ
前項ノ場合ニ於テ勾留セラレタル被告人ニ對シ勾留ヲ繼續スル必要ナシト思料スルトキハ之ヲ釋放スヘシ
第三百三十六條　檢察官ハ長官ノ命令ニ依リ豫審ノ請求ヲ取消スコトヲ得豫審ノ請求ヲ取消シタル場合ニ於テ被告人トシテ訊問ヲ受ケタル者アルトキハ其ノ旨ヲ之ニ通知スヘシ
豫審請求取消前ニ爲シタル處分ハ其ノ效力ヲ有ス
豫審請求ノ取消ニ付テハ第三百十四條ノ規定ヲ準用ス
第三百三十七條　第三百三十二條乃至第三百三十四條ノ規定ハ豫審ノ請求ヲ取消シタル場合ニ之ヲ準用ス
第三百三十八條　第三百七十九條及第三百八十一條ノ規定ハ豫審ニ之ヲ準用ス但シ同條中裁判長又ハ軍法會議トアルハ豫審官トス

第三節　公訴

第三百三十九條　公訴ハ檢察官ノ指定シタル以外ノ者ニ其ノ效力ヲ及ホサス
第三百四十條　檢察官ハ長官ノ命令ニ依リ公訴ヲ取消スコトヲ得
公訴ノ取消ハ書面ニ依リ之ヲ爲スヘシ
第三百四十一條　時效ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因リテ完成ス
一　死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年
二　無期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年
三　長期十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年
四　長期十年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ五年
五　長期五年未滿ノ懲役若ハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年
六　刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ六月
七　拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月
第三百四十二條　二以上ノ主刑ヲ併科シ又ハ二以上ノ主刑中其ノ一ヲ科スヘキ罪ノ時效ハ其重キ刑ニ該ル罪ニ付定メタル期間ニ從フ
第三百四十三條　刑法ニ依リ刑ヲ加重又ハ減輕スヘキ場合ニ於テハ時效ハ加重又ハ減輕セサル刑ニ該ル罪ニ付定メタル期間ニ從フ
第三百四十四條　時效ハ犯罪行爲ノ終リタル時ヨリ進行ス
數人共犯ノ場合ニ於テハ最終ノ行爲アリタル時ヨリ總テノ共犯ニ對シテ時效ノ期間ヲ起算ス
第三百四十五條　時效ハ公訴ノ提起、豫審ノ請求公判若ハ豫審ノ處分又ハ第三百四條ニ定メタル豫審官ノ處分ニ因リ中斷ス
共犯ノ一人ニ對シテ爲シタル手續ニ因ル時效ノ中斷ハ他ノ共犯ニ對シ效力ヲ有ス
第三百四十六條　時效ハ中斷ノ事由ノ終了シタル時ヨリ更ニ進行ス
第三百四十七條　時效ハ第三百二十七條第三號ノ規定ニ依リ豫審手續ヲ中止シ又ハ第三百九十六條ノ規定ニ依リ公判手續ヲ停止シタル期間内ハ進行セス
第三百四十八條　公訴提起ノ命令ハ書面ニ依リ之ヲ爲ス
公訴提起ノ命令ヲ爲スニハ被告人ヲ指定シ犯罪事實ヲ示スヘシ
第三百四十九條　公訴ノ提起ハ公訴狀ニ依リ之ヲ爲ス
第三百五十條　公訴ヲ提起スルニハ被告人ヲ指定シ犯罪ノ事實及罪名ヲ示スヘシ
第三百五十一條　告訴ニ係ル事件ニ付公訴ヲ提起シ若ハ之ヲ提起セス又ハ其ノ事件ヲ他ノ軍法會議ノ檢察官若ハ相當官署ニ送致シタルトキハ檢察官ハ速ニ其ノ旨ヲ告訴人ニ通知スヘシ

第四節　公判

第三百五十二條　裁判長ハ公判期日ヲ定ムヘシ
期日ニハ被告人、辯護人及輔佐人ヲ召喚スヘシ
第百四十一條及第百五十四條ノ規定ハ辯護人及輔佐人ノ召喚ニ之ヲ準用ス
期日ハ之ヲ檢察官ニ通知スヘシ
第三百五十三條　第一回ノ期日ト被告人ニ對スル召喚狀ノ送達トノ間ニハ少クトモ三日ノ猶豫期間ヲ存スヘシ但シ特設軍法會議ニ於テハ此ノ限ニ在ラス
被告人異議ナキトキハ前項ノ猶豫期間ヲ存セサルコトヲ得

第三百五十四條　裁判長ハ期日ヲ變更スル事ヲ得

期日ノ變更ニ關スル請求ヲ却下スル命令ハ之ヲ送達スルコトヲ要セス

第三百五十五條　軍法會議ハ第一回ノ期日ニ於ケル取調準備ノ爲期日前被告人ノ訊問ヲ爲シ又ハ受命裁判官ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第三百五十六條　軍法會議ハ第一回ノ期日ニ於ケル取調ノ爲期日前證據物若ハ證據書類ノ提出ヲ命シ又ハ證人、鑑定人、通事若ハ翻譯人ニ對シ期日ニ出頭スヘキ旨ノ召喚狀ヲ發スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ召喚スル證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ氏名ハ直ニ之ヲ訴訟關係人ニ通知スヘシ

檢察官、被告人又ハ辯護人ハ第一項ノ處分ヲ軍法會議ニ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ却下スルトキハ決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

前四項ノ規定ハ第二回以後ノ期日ニ於ケル取調ニ關シ之ヲ準用ス

第三百五十七條　檢察官、被告人又ハ辯護人ハ期日前證據物又ハ證據書類ヲ軍法會議ニ提出スルコトヲ得

第三百五十八條　軍法會議ハ證人疾病其ノ他ノ事由ニ因リ期日ニ出頭スルコト能ハスト思料スルトキハ期日前之ヲ訊問シ又ハ受命裁判官ヲシテ訊問セシムルコトヲ得

檢察官及辯護人ハ前項ノ訊問ニ立會フコトヲ得

第二百八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十九條　軍法會議ハ急速ヲ要スル場合ニ於テハ期日前鑑定若ハ翻譯ヲ爲サシメ又ハ押收搜索若ハ檢證ヲ爲スコトヲ得

第三百六十條　軍法會議ハ期日前公務所ニ照會シ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第三百六十一條　期日ニ於ケル取調ハ公判廷ニ於テ之ヲ爲ス

公判廷ハ裁判官、檢察官及錄事列席シテ之ヲ開ク

第三百六十二條　公判數日引續クヘキ見込アル事件ニ付テハ長官ハ判士一人又ハ二人ニ補充裁判官ヲ命シ公判ニ立會ハシムルコトヲ得

補充裁判官ハ其ノ官等被告人ヨリ下ルコトヲ得ス

裁判長以外ノ判士疾病其ノ他ノ事故ニ因リ引續キ干與スルコトヲ得サル場合ニ於テハ裁判長ハ第四十九條又ハ第五十一條乃至第五十五條ニ規定スル區別ニ拘ラス補充裁判官ヲシテ之ニ代ラセシムヘシ

第三百六十三條　被告人期日ニ出頭セサルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外開廷スルコトヲ得ス

第三百六十四條　罰金以下ノ刑ニ該ル事件ノ被告人ハ代人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得但シ軍法會議ハ本人ノ出廷ヲ命スルコトヲ得

第三百六十五條　被告人ハ公判廷ニ於テ身體ノ拘束ヲ受クルコトナシ但シ之ニ看守者ヲ附スルコトヲ得

第三百六十六條　被告人ハ裁判長ノ許可アルニ非サレハ退廷スルコトヲ得ス

裁判長ハ被告人ヲシテ在廷セシムル爲相當ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第三百六十七條　死刑又ハ無期若ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件ニ付テハ辯護人ナクシテ開廷スルコトヲ得ス但シ判決ノ宣告ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

辯護人出廷セサルトキ又ハ辯護人ノ選任ナキトキハ裁判長ハ職權ヲ以テ辯護人ヲ附スヘシ

第三百六十八條　左ノ場合ニ於テ辯護人出廷セサルトキ又ハ辯護人ノ選任ナキトキハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ辯護人ヲ付スルコトヲ得

一　被告人心神喪失者又ハ心神耗弱者タル疑アルトキ

二　被告人聾者又ハ啞者ナルトキ

三　其ノ他必要ト認メタルトキ

第三百六十九條　前二條ノ規定ニ依リ付スヘキ辯護人ハ第八十八條ニ記載シタル者ヨリ裁判長之ヲ選任スヘシ

被告人ノ利害相反セサルトキハ同一ノ辯護人ヲシテ數人ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得

第三百七十條　前三條ノ規定ハ特設軍法會議ニ付テハ之ヲ適用セス

第三百七十一條　辯論ハ之ヲ公開ス

第三百七十二條　安寧秩序若ハ風俗ヲ害シ又ハ軍事上ノ利益ヲ害スル虞アルトキハ辯論ノ公開ヲ停ムル決定ヲ爲スコトヲ得

第三百七十三條　辯論ノ公開ヲ停ムル決定アリタルトキハ公衆ヲ退廷セシムル前裁判長ハ其ノ決定ヲ理由ト共ニ宣告スヘシ

第三百七十四條　裁判所ハ公開ヲ停メタルトキト雖入廷セシムルヲ至當ト認ムル者ノ入廷ヲ許スコトヲ得

第三百七十五條　裁判長ハ被告人ノ部下ニ屬スル者又ハ被告人ヨリ官等、等級若ハ階級ノ下ナル第一條第一項第一號ニ記載シタル者ノ入廷ヲ禁シ又ハ其ノ退廷ヲ命スルコトヲ得

第三百七十六條　裁判長ハ婦女、兒童又ハ相當ナル衣服ヲ著セサル者ノ入廷ヲ禁シ又ハ其ノ退廷ヲ命スルコトヲ得

第三百七十七條　前二條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ其ノ處分及理由ヲ公判調書ニ記載スヘシ

第三百七十八條　開廷中ノ秩序ノ維持ハ裁判長之ヲ行フ

第三百七十九條　裁判長ハ辯論ヲ妨クル者又ハ不當ノ行狀ヲ爲ス者ヲ法廷ヨリ退カシムルコトヲ得

裁判長ハ前項ニ記載シタル者ノ行狀ニ依リ閉廷ニ至ル迄之ヲ留置スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ軍法會議ハ決定ヲ以テ五十圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第三百八十條　裁判長ハ不當ノ言語ヲ用ヰル辯護人ニ對シ同一事件ニ付引續キ陳述スルコトヲ禁スルコトヲ得

第三百八十一條　前二條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ其ノ處分及理由ヲ公判調書ニ記載スヘシ

前項ノ場合ニ於テ懲戒處分ニ付スヘキモノト思料スルトキハ裁判長ハ公判調書ノ寫ヲ添ヘ其ノ旨ヲ相當官署ニ通知スヘシ

第三百八十二條　辯論ノ指揮ハ裁判長之ヲ行フ

第三百八十三條　事實ノ認定ハ證據ニ依ル

第三百八十四條　證據ノ證明力ハ裁判官ノ自由ナル判斷ニ任ス

第三百八十五條　被告人ノ訊問及證據調ハ裁判長之ヲ爲スヘシ

裁判長以外ノ裁判官ハ裁判長ニ告ケ被告人、證人又ハ鑑定人ヲ訊問スルコトヲ得

檢察官、被告人又ハ辯護人ハ必要ト認ムル事項ニ付被告人、證人又ハ鑑定人ヲ訊問スヘキコトヲ裁判長ニ請求スルコトヲ得

第三百八十六條　裁判長ハ共同被告人、證人、鑑定人其ノ他ノ者被告人ノ面前ニ於テ十分ナル供述ヲ爲スコトヲ得サルヘシト思料スルトキハ其ノ者在廷中被告人ヲ退廷セシムルコトヲ得供述終リタルトキハ被告人ヲ入廷セシメ供述ノ要旨ヲ告クヘシ

第三百八十七條　證據書類ハ裁判長之ヲ朗讀シ若ハ其ノ要旨ヲ告ケ又ハ錄事ヲシテ之ヲ朗讀セシムヘシ

第三百八十八條　證據物ハ裁判長之ヲ被告人ニ示スヘシ

期日前訴訟關係人ヨリ提出シタル證據物又ハ證據書類ハ公判廷ニ於テ之ヲ取調フヘシ第三百五十八條又ハ第三百五十九條ノ規定ニ依リ集散シタルモノ亦同シ但シ訴訟關係人異議ナキモノハ之ヲ取調ヘサルコトヲ得

第三百八十九條　證據調ノ請求ヲ却下スルトキハ決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

新期日ノ指定其ノ他別段ノ手續ヲ必要トスル證據調ハ決定ニ依リ之ヲ爲スヘシ

第三百九十條　裁判長被告人ニ對シ第百八十六條ノ訊問ヲ爲シタル後檢察官ハ被告事件ノ要旨ヲ陳述スヘシ

前項ノ陳述終リタルトキハ裁判長ハ被告人ノ訊問及證據調ヲ爲スヘシ

第三百九十一條　裁判長ハ各個ノ證據ニ付取調ヲ終ヘタル毎ニ被告人ニ意見アリヤ否ヲ問フヘシ

裁判長ハ被告人ニ對シ其ノ利益ト爲ルヘキ證據ヲ差出スコトヲ得ヘキ旨ヲ告クヘシ

第三百九十二條　證據調終リタル後檢察官ハ事實及法律ノ適用ニ付意見ヲ陳述スヘシ

被告人及辯護人ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

辯論ノ最終ニハ被告人又ハ辯護人ヲシテ陳述セシムヘシ

第三百九十三條　軍法會議ハ必要アル場合ニ於テハ辯論ヲ再開スルコトヲ得

第三百九十四條　軍法會議ハ計算其ノ他繁雜ナル事項ニ付公判廷ニ於テ取調フルコトヲ不便トスルトキハ受命裁判官ヲシテ其ノ取調ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ取調ヲ爲ス場合ニ於テハ受命裁判官ハ豫

審官ト同一ノ權ヲ有ス
受命裁判官ハ取調ノ結果ニ付報告ヲ爲スヘシ
第三百九十五條　裁判長ハ裁判官ノ一人ヲシテ被告人ノ訊問、證據調又ハ辯論ノ指揮ニ關スル事項ヲ行ハシムルコトヲ得
第三百九十六條　被告人心神喪失ノ狀態ニ在ルトキハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ其ノ狀態ノ繼續スル間公判手續ヲ停止スヘシ
被告人疾病ニ因リテ出廷スルコト能ハサルトキハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ出廷スルコトヲ得ルニ至ル迄公判手續ヲ停止スヘシ
第三百九十四條ノ規定ニ依リ代人ヲ出廷セシメタル場合ニ於テハ前二項ノ規定ヲ適用セス
第三百九十七條　開廷後被告人ノ心神喪失ニ因リ公判手續ヲ停止シ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ引續キ十五日以上開廷セサリシ場合ニ於テハ辯論ヲ更新スヘシ
第三百九十八條　開廷後裁判官ノ更迭アリタルトキハ辯論ヲ更新スヘシ但シ判決ノ宣告ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス
第三百九十九條　左ノ場合ニ於テハ決定ヲ以テ公訴ヲ棄却スヘシ
一、公訴ノ取消アリタルトキ
二　被告人死亡シタルトキ
三　第二十四條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ審判ヲ爲スヘカラサルトキ
第四百條　公訴ノ取消ニ因リ公訴棄却ノ決定アリタルトキハ再ヒ公訴ヲ提起シ又ハ豫審ヲ請求スルコトヲ得
第四百一條　被告事件軍法會議ノ管轄ニ屬セサル判決ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲スヘシ
第四百二條　被告事件ニ付犯罪ノ證明アリタルトキハ判決ヲ以テ刑ノ言渡ヲ爲スヘシ
刑ノ執行猶豫ノ言渡ハ刑ノ言渡ト同時ニ判決ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
第四百三條　被告事件罪ト爲ラス又ハ犯罪ノ證明ナキトキハ判決ヲ以テ無罪ノ言渡ヲ爲スヘシ
第四百四條　左ノ場合ニ於テハ判決ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲スヘシ
一　確定判決ヲ經タルトキ
二　犯罪後ノ法令ニ因リ刑ノ廢止アリタルトキ
三　刑ヲ免除スヘキトキ
四　大赦アリタルトキ
五　時效完成シタルトキ
第四百五條　左ノ場合ニ於テハ判決ヲ以テ公訴棄却ノ言渡ヲ爲スヘシ
一　長官ノ命令ナクシテ公訴ヲ提起シタルトキ
二　公訴提起ノ手續其ノ規定ニ違ヒタル爲無效ナルトキ
三　第三百三十二條、第三百三十七條又ハ第四百條規定ニ違反シテ公訴ヲ提起シタルトキ
四　告訴又ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付告訴又ハ請求ノ取消アリタルトキ
五　公訴ノ提起アリタル事件ニ付更ニ同一軍法會議ニ公訴ヲ提起シタルトキ
六　被告人ニ對シテ裁判權ヲ有セサルトキ
第四百六條　被告人陳述ヲ肯セス若ハ許可ヲ受ケスシテ退廷シ又ハ秩序維持ノ爲裁判長ヨリ退廷ヲ命セラレタルトキハ其ノ陳述ヲ聽カスシテ判決ヲ爲スコトヲ得
第四百七條　罰金以下ノ刑ニ該ルモノ又ハ罰金以下ノ刑ニ處スヘキモノト認ムル事件ニ付被告人出廷セサルトキハ其ノ後ノ取調ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ處スヘキモノト認ムル場合ヲ除クノ外被告人ノ陳述ヲ聽カスシテ判決ヲ爲スコトヲ得
第四百八條　辯論終結ノ後ハ被告人出廷セスト雖宣告ニ依リ判決ヲ告知ス
第四百九條　判決ノ宣言ハ公開シテ之ヲ爲ス但シ辯論ノ公開ヲ停メタル事件ニ付テハ決定ヲ以テ理由ノ告知ニ限リ公開セスシテ之ヲ爲スコトヲ得
第三百七十三條ノ規定ハ前項ノ決定アリタル場合ニ之ヲ準用ス
第四百十條　無罪、免訴、刑ノ執行猶豫、公訴棄却、管轄違又ハ罰金若ハ科料ノ言渡ヲ爲シタルトキハ其ノ事件ニ付勾留セラレタル被告人ニ對シ放免ノ言渡アリタルモノトス
公訴棄却又ハ管轄違ノ言渡ヲ爲ス場合ニ於テハ軍法會議ハ前ニ發シタル勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ之ヲ發スルコトヲ得
勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ之ヲ發シタル事件ニ付三日內ニ公訴ヲ提起セス又ハ管轄軍法會議ノ檢察官ニ事件ヲ送致セサルトキハ檢察官ハ直ニ被告人ヲ釋放スヘシ被告事件ノ送致ヲ受ケタル檢察官五日內ニ公訴ヲ提起セサルトキ亦同シ
第四百十一條　押收シタル物ニ付沒收ノ言渡ナキトキハ押收ヲ解ク言渡アリタルモノトス
公訴棄却又ハ管轄違ノ言渡ヲ爲ス場合ニ於テハ軍法會議ハ押收ヲ存續スルコトヲ得
押收ヲ存續シタル事件ニ付三日內ニ公訴ヲ提起セス又ハ管轄軍法會議ノ檢察官ニ事件ヲ送致セサルトキハ檢察官ハ其ノ押收ヲ解クヘシ被告事件ノ送致ヲ受ケタル檢察官五日內ニ公訴ヲ提起セサルトキ亦同シ
第四百十二條　押收シタル贓物ニシテ被害者ニ還付スヘキ理由明瞭ナルトキハ之ヲ被害者ニ還付スル言渡ヲ爲スヘシ
贓物ノ對價トシテ得タル物ニ付被害者ヨリ交付ヲ請求シタルトキハ前項ノ例ニ依ル
假ニ還付シタル物ニ付別段ノ言渡ナキトキハ還付ノ言渡アリタルモノトス
第四百十三條　犯罪ニ因リ生シタル損害ニ付被害者ヨリ被告人ニ對シ其ノ回復ヲ請求シタル場合ニ於テ被告事件ノ取調ニ因リ其ノ請求ヲ相當ナリト認メタルトキハ被告人異議ナキトキニ限リ其ノ請求ニ應スヘキ旨ノ言渡ヲ爲スコトヲ得
第四百十四條　前二條ノ規定ハ民事訴訟ノ手續ニ從ヒ利害關係人ヨリ其ノ權利ヲ主張スルコトヲ妨ス
第四百十五條　刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スヘキ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地若ハ所屬部隊ノ軍法會議ノ檢察官其ノ軍法會議ニ請求ヲ爲スヘシ但シ高等軍法會議ニ於テ刑ノ言渡ヲ爲シタル事件ニ付テハ高等軍法會議ノ檢察官高等軍法會議ニ請求ヲ爲スヘシ
第二十七條ノ規定ニ依リ審判ヲ爲シタル事件ニ付テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議又ハ高等軍法會議ニ前項ノ請求ヲ爲スヘシ
前二項ノ請求アリタルトキハ軍法會議ハ被告人又ハ其ノ代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ
第四百十六條　刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ其ノ犯罪事實ニ付最終ノ判決ヲ爲シタル軍法會議ノ檢察官其ノ軍法會議ニ請求ヲ爲スヘシ
軍法會議前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ被告人又ハ其ノ代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ
第四百十七條　本節中審判ノ公開ニ關スル規定ハ之ヲ特設軍法會議ノ訴訟手續ニ適用セス

第三章　上告及非常上告

第四百十八條　上告ハ師團軍法會議ノ判決ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得
第四百十九條　上告ハ判決ノ一部ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得其ノ部分ヲ限ラサルトキハ判決ノ全部ニ對シテ爲シタルモノトス
第四百二十條　上告ハ檢察官又ハ被告人之ヲ爲スコトヲ得
第四百二十一條　被告人ノ法定代理人、保佐人又ハ夫ハ被告人ノ爲獨立シテ上告ヲ爲スコトヲ得
第四百二十二條　原審ノ辯護人又ハ代人ハ被告人ノ爲上告ヲ爲スコトヲ得但シ被告人ノ明示シタル意思ニ反スルコトヲ得ス
第四百二十三條　上告ハ法令違反ヲ理由トスルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得
第四百二十四條　左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノトス
一　法律ニ從ヒ軍法會議ヲ構成セサリシトキ
二　法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキ裁判官審判ニ干與シタルトキ
三　審理ニ干與セサリシ裁判官判決ニ干與シタルトキ
四　軍法會議不當ニ管轄又ハ管轄違ヲ認メタルトキ
五　軍法會議不當ニ公訴ヲ受理シ又ハ之ヲ棄却シタルトキ
六　審判ノ公開ニ關スル規定ニ違ヒタルトキ
七　法律ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外被告人ノ出廷ナクシテ審判ヲ爲シタルトキ
八　公判廷ニ於テ被告人ノ身體ヲ拘束シタルトキ
九　法律ニ依リ辯護人ヲ要スル事件又ハ決定ニ依リ辯護人ヲ付シタル事件ニ付其ノ出廷ナクシテ審理ヲ爲シタルトキ
十　檢察官ノ爲ス被告事件ノ陳述ヲ聽カスシテ審判ヲ爲シタルトキ
十一　法律ニ依リ公判ニ於テ取調フヘキ證據ノ取調ヲ爲ササリシトキ
十二　公判ニ於テ爲シタル證據調ノ請求ニ付決

定ヲ爲スヘキ場合ニ於テ之ヲ爲ササリシトキ

十三　法律ニ依リ公判手續ヲ停止又ハ更新スヘキ事由アル場合ニ於テ之ヲ停止又ハ更新セサリシトキ

十四　辯論ノ最終ニ被告人又ハ辯護人ヲシテ陳述ヲ爲サシメサリシトキ

十五　請求ヲ受ケタル事項ニ付判決ヲ爲サス又ハ請求ヲ受ケサル事項ニ付判決ヲ爲シタルトキ

十六　判決ニ理由ヲ附セス又ハ理由ニ齟齬アルトキ

十七　判決書ニ裁判官ノ署名若ハ捺印又ハ契印ヲ缺キタルトキ

第四百二十五條　前條ノ場合ヲ除クノ外法令ニ違反シタルコトアリト雖判決ニ影響ヲ及ホササルコト明白ナルトキハ之ヲ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

第四百二十六條　判決アリタル後刑ノ廢止若ハ變更又ハ大赦アリタルトキハ之ヲ上告ノ理由ト爲スコトヲ得

第四百二十七條　上告ノ提起期間ハ三日トス

前項ノ期間ハ判決告知ノ時ヲ以テ始ル

第四百二十八條　檢察官又ハ被告人ハ上告ノ抛棄又ハ取下ヲ爲スコトヲ得但シ被告人ハ第四百二十一條ニ記載シタル者ノ同意ヲ得ルニ非サレハ抛棄又ハ取下ヲ爲スコトヲ得ス

第四百二十九條　第四百二十一條ニ記載シタル者ハ被告人ノ同意ヲ得テ上告ノ取下ヲ爲スコトヲ得

第四百三十條　上告ハ對手人ノ同意アルニ非サレハ之ヲ取下クルコトヲ得ス

第四百三十一條　上告抛棄ノ申立ハ原軍法會議ニ之ヲ爲スヘシ

上告取下ノ申立ハ高等軍法會議ニ之ヲ爲スヘシ但シ書類ヲ高等軍法會議ノ檢察官ニ送付スル前上告ノ取下ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ申立書ヲ原軍法會議ニ差出スコトヲ得

第四百三十二條　上告ノ抛棄又ハ取下ノ申立ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ公判廷ニ於テハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ申立ヲ公判調書ニ記載スヘシ

第四百三十三條　上告ノ抛棄又ハ取下ヲ爲シタル者ハ上告權ヲ喪失ス

第四百三十四條　第四百二十條乃至第四百二十二條ニ記載シタル者自己又ハ代人ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ上告ノ提起期間内ニ上告ヲ爲スコト能ハサリシトキハ原軍法會議ニ上告權回復ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第四百三十五條　上告權回復ノ請求ハ事由ノ止ミタル時ヨリ三日内ニ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

上告權回復ノ原因タル事實ハ之ヲ疏明スヘシ

上告權回復ノ請求ヲ爲ス者ハ其ノ請求ト同時ニ原軍法會議ニ上告ノ申立書ヲ差出スヘシ

第四百三十六條　原軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ上告權回復ノ請求ヲ許スヘキカ否ヲ決定スヘシ

第四百三十七條　上告權回復ノ請求アリタルトキハ前條ノ決定ヲ爲ス迄裁判ノ執行ヲ停止スル決定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ裁判ノ執行ヲ停止スル決定ヲ爲ストキハ被告人ニ對シ勾留狀ヲ發スルコトヲ得

第四百三十八條　上告ヲ爲スニハ申立書ヲ原軍法會議ニ差出スヘシ

第四百三十九條　監獄ニ在ル者上告ヲ爲スニハ監獄ノ長又ハ其ノ代理者ヲ經由シテ其ノ申立書ヲ差出スヘシ此ノ場合ニ於テ上告ノ提起期間内ニ申立者ヲ監獄ノ長又ハ其ノ代理者ニ差出シタルトキハ上告申立ノ効力ヲ生ス

監獄ニ在ル者自ラ申立書ヲ作ルコト能ハサルトキハ監獄ノ長又ハ其ノ代理者ハ之ヲ代書シ又ハ所屬官吏ヲシテ之ヲ代書セシムヘシ

監獄ノ長又ハ其ノ代理者ハ原軍法會議ニ申立書ヲ送付シ且之ヲ受取リタル年月日時ヲ通知スヘシ

第四百四十條　前條ノ規定ハ上告ノ抛棄若ハ取下又ハ上告權回復ノ請求ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第四百四十一條　上告ノ申立、抛棄若ハ取下又ハ上告權回復ノ請求アリタルトキハ錄事ハ速ニ之ヲ對手人ニ通知スヘシ

第四百四十二條　上告ノ申立法律上ノ方式ニ違ヒ又ハ上告權消滅後ニ爲シタルモノナルトキハ原軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

第四百四十三條　前條ノ場合ヲ除クノ外原軍法會議ハ書類ヲ其ノ軍法會議ノ檢察官ニ送付シ檢察官ハ之ヲ高等軍法會議ノ檢察官ニ送付スヘシ

高等軍法會議ノ檢察官ハ書類ヲ其ノ軍法會議ニ送付スヘシ

第四百四十四條　高等軍法會議ハ遲クトモ最初ニ定メタル公判期日ノ三十日前ニ其ノ期日ヲ上告人及對手人ニ通知スヘシ

最初ニ公判期日ヲ定ムル前辯護人ノ選任アルトキハ被告人ニ對スル前項ノ通知ハ辯護人ニ對シ之ヲ爲スヘシ

第四百四十五條　上告人ハ遲クトモ最初ニ定メタル公判期日ノ十四日前ニ上告趣意書ヲ高等軍法會議ニ差出スヘシ

第四百四十六條　上告ノ對手人ハ最初ニ定メタル公判期日ノ十四日前迄上告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ上告ハ上告趣意書ヲ高等軍法會議ニ差出スニ依リテ之ヲ爲ス

第四百四十七條　上告趣意書ニハ法令違反ノ理由ヲ明示スヘシ

訴訟手續ニ違反スルコトヲ理由トスル場合ニ於テハ尙違反ニ關スル事實ヲ表示スヘシ

第四百四十八條　高等軍法會議上告趣意書ヲ受取リタルトキハ速ニ其ノ謄本ヲ對手人ニ送達スヘシ

第四百四十九條　上告人期間内ニ上告趣意書ヲ差出ササルトキハ高等軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ上告ヲ棄却スヘシ

第四百五十條　上告ノ對手人ハ上告趣意書ノ謄本ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ十日内ニ答辯書ヲ高等軍法會議ニ差出スコトヲ得

檢察官對手人ナルトキハ重要ト認ムル上告ノ理由ニ付答辯書ヲ差出スヘシ

高等軍法會議答辯書ヲ受取リタルトキハ速ニ其ノ謄本ヲ上告人ニ送達スヘシ

第四百五十一條　裁判長ハ受命裁判官ヲシテ上告申立書、上告趣意書及答辯書ヲ閱シテ報告書ヲ作ラシムルコトヲ得

第四百五十二條　上告ノ審判ニ於テハ被告人ノ爲ニスル辯論ハ辯護人ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四百五十三條　[illegible]日ニハ受命[illegible]官ハ[illegible]告書ヲ朗讀[illegible]ヘシ

檢察官及辯護人ハ上告趣意書ニ基キ[illegible]爲ス

第四百五十四條　辯護人出廷セサルトキ又ハ辯護人ノ選任ナキトキハ法律ニ依リ辯護人ヲ要スル場合又ハ決定ニ依リ辯護人ヲ附シタル場合ヲ除クノ外檢察官ノ陳述ヲ聽キ判決ヲ爲スヘシ

第四百五十五條　高等軍法會議ハ上告趣意書ニ包含セラレタル事項ニ限リ調査ヲ爲スヘシ

軍法會議ノ管轄、公訴ノ受理及原判決ニ依リ定リタル事實ニ對スル法令ノ適用ノ當否ニ付テハ職權ヲ以テ調査ヲ爲スコトヲ得原判決アリタル後ニ於ケル刑ノ廢止若ハ變更又ハ大赦ニ付亦同シ

第四百五十六條　高等軍法會議ハ軍法會議ノ管轄公訴ノ受理及訴訟手續ノ當否ニ關シテハ事實ノ取調ヲ爲スコトヲ得

前項ノ取調ハ受命裁判官ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ他ノ軍法會議ノ豫審官ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

第四百五十七條　上告ノ申立法律上ノ方式ニ違ヒ又ハ上告權消滅後ニ爲シタルモノナルトキハ高等軍法會議ハ判決ヲ以テ上告ヲ棄却スヘシ

第四百五十八條　高等軍法會議上告ヲ理由ナシトスルトキハ判決ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

第四百五十九條　高等軍法會議上告ヲ理由アリトスルトキハ判決ヲ以テ原判決ヲ破毀スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ事件ヲ原軍法會議ニ差戻シ又ハ原軍法會議以外ノ師團軍法會議ニ移送スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四百六十條　法令ヲ適用セサルコト、法令ノ適用ヲ誤リタルコト、判決アリタル後刑ノ廢止若ハ變更又ハ大赦アリタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スル場合ニ於テ被告事件ノ事實原判決ニ依リ定リタルトキハ高等軍法會議ハ其ノ事件ニ付判決ヲ爲スヘシ不當ニ公訴ヲ受理シタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スルトキ亦同シ

第四百六十一條　不當ニ管轄違ヲ認メ又ハ公訴ヲ棄却シタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スルトキハ判決ヲ以テ其ノ事件ヲ原軍法會議ニ差戻

スヘシ

第四百六十二條　不當ニ管轄ヲ認メタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スルトキハ判決ヲ以テ其ノ事件ヲ管轄軍法會議ニ移送スヘシ

第四百六十三條　上告ノ趣意及重要ナル答辯ノ要旨ハ之ヲ判決書ニ記載スヘシ

第四百六十四條　被告人上告ヲ爲シ又ハ被告人ノ利益ノ爲上告ヲ爲シタル事件ニ付テハ高等軍法會議ハ原判決ニ定メタル刑ヨリ重キ刑ヲ言渡スルコトヲ得ス

第四百六十五條　師團軍法會議不當ニ公訴棄却ノ決定ヲ爲ササリシトキハ高等軍法會議ハ決定ヲ以テ公訴ヲ棄却スヘシ

第四百六十六條　事件ノ差戻又ハ移送ヲ受ケタル軍法會議ハ其ノ事件ニ付高等軍法會議ノ表示シタル法律上ノ意見ニ羈束セラル

第四百六十七條　上告ノ審判ニ付テハ本章ニ規定シタルモノヲ除クノ外第二編第二章第四節ノ規定ヲ準用ス

第四百六十八條　軍法會議ノ判決確定後其ノ判決法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタルモノナルコトヲ發見シタルトキハ高等軍法會議ノ長官ハ檢察官ヲシテ高等軍法會議ニ非常上告ヲ爲サシムルコトヲ得

第四百六十九條　非常上告ヲ爲スニハ其ノ理由ヲ記載シタル申立書ヲ高等軍法會議ニ差出スヘシ

第四百七十條　期日ニハ檢察官ハ申立書ニ基キ陳述ヲナスヘシ

第四百七十一條　高等軍法會議非常上告ヲ理由ナシトスルトキハ判決ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

第四百七十二條　高等軍法會議非常上告ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ破毀シ更ニ判決ヲ爲スヘシ但シ原判決ニ定メタル刑ヨリ重キ刑ヲ言渡スコトヲ得ス

第四章　再審

第四百七十三條　再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ爲シタル確定判決ニ對シテ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲之ヲ爲スコトヲ得

一　原判決ノ證據トナリタル證據書類又ハ證據物確定判決ニ因リ僞造又ハ變造ナリシコトヲ證明セラレタルトキ

二　原判決ノ證據トナリタル證言、鑑定、通譯又ハ飜譯確定判決ニ因リ僞證又ハ虛僞ノ鑑定、通譯若ハ飜譯ナリシコト證明セラレタルトキ

三　刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ誣告シタル罪確定判決ニ因リ證明セラレタルトキ但シ誣告ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタルトキニ限ル

四　原判決ノ證據トナリタル裁判確定裁判ニ因リ變更セラレタルトキ

五　刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シテ無罪又ハ免訴ヲ言渡スヘキ明確ナル證據又ハ原判決ニ於テ認メタル罪ヨリ輕キ罪ヲ認ムヘキ明確ナル證據ヲ新ニ發見シタルトキ

六　原判決ニ干與シタル裁判官、原判決ノ基礎トナルヘキ取調ニ干與シタル裁判官若ハ豫審官、豫審ニ干與シタル豫審官、搜査若ハ公訴ノ提起ニ干與シタル檢察官又ハ第三百四條ノ規定ニ依リ檢察官ノ請求ヲ受ケテ處分ヲナシタル豫審官被告事件ニ付職務ニ關スル罪ヲ犯シタルコト確定判決ニ因リ證明セラレタルトキ但シ原判決ヲナス前裁判官豫審官又ハ檢察官ニ對シテ公訴ノ提起アリタル場合ニ於テハ原判決ヲ爲シタル軍法會議其ノ事實ヲ知ラサリシトキニ限ル

第四百七十四條　再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ刑ノ言渡又ハ無罪、免訴若ハ公訴棄却ノ言渡ヲナシタル確定判決ニ對シテ刑ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ被告人タリシ者ノ不利益ノ爲之ヲナスコトヲ得

一　前條第一號、第二號、第四號又ハ第六號ニ記載シタル原由アルトキ

二　無罪又ハ相當ノ罪ヨリ輕キ罪ニ付刑ノ言渡ヲ受ケタル者軍法會議又ハ軍法會議外ニ於テ自白シタルトキ

三　免訴又ハ公訴棄却ノ言渡ヲ受ケタル者軍法會議又ハ軍法會議外ニ於テ其ノ原由ナカリシコトヲ陳述シタルトキ

第四百七十五條　再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ上告ヲ棄却シタル判決ニ對シテ之ヲナスコトヲ得

一　第四百五十六條ノ規定ニ依リ取調ヘタル事實ニ付第四百七十三條第一號、第二號又ハ第四號ニ記載シタル原由アルトキ

二　原判決又ハ其ノ基礎トナルヘキ取調ニ干與シタル裁判官又ハ豫審官ニ第四百七十三條第六號ニ記載シタル原由アルトキ

始審ノ確定判決ニ對シテ再審ヲ請求シタル事件ニ付再審ノ判決アリタル後ハ上告棄却ノ判決ニ對シテ再審ノ請求ヲナスコトヲ得ス

第四百七十六條　前三條ノ規定ニ從ヒ確定判決ニ因リ犯罪ノ證明セラレタルコトヲ再審ノ原由トナスヘキ場合ニ於テ其ノ犯罪ニ付公訴ヲ實行スルコト能ハサルトキハ其ノ事由及犯罪事實ヲ證明シテ再審ノ請求ヲナスコトヲ得

第四百七十七條　再審ノ請求ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外原判決ヲナシタル軍法會議之ヲ管轄ス

第四百七十八條　第四百六十條ノ規定ニ依リナシタル判決ニ對スル再審ノ請求ハ左ノ場合ヲ除クノ外始審ノ判決ヲナシタル軍法會議之ヲ管轄ス

一　第四百五十六條ノ規定ニ依リ取調ヘタル事實ニ付第四百七十三條第一號、第二號又ハ第四號ニ記載シタル原由アリトスルトキ

二　高等軍法會議ノ判決又ハ其ノ基礎トナルヘキ取調ニ干與シタル裁判官又ハ豫審官ニ第四百七十三條第六號ニ記載シタル原由アリトスルトキ

第四百七十九條　刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニスル再審ノ請求ハ左ニ記載シタル者之ヲナスコトヲ得

一　管轄軍法會議ノ檢察官

二　刑ノ言渡ヲ受ケタル者

三　刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ法定代理人、保佐人又ハ夫

四　刑ノ言渡ヲ受ケタル者死亡シ又ハ心神喪失ノ狀態ニ在ル場合ニ於テハ其ノ配偶者、家督相續人、直系親族又ハ兄弟姉妹

第四百七十三條第六號又ハ第四百七十五條第一項第二號ノ場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニスル再審ノ請求ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ行爲ニ因リ罪ヲ犯スニ至ラシメタル場合ニ於テハ檢察官ニ非サレハ之ヲナスコトヲ得ス

刑ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ被告人タリシ者ノ不利益ノ爲ニスル再審ノ請求ハ管轄軍法會議ノ檢察官之ヲナスコトヲ得

第四百八十條　檢察官ニ非サル者再審ノ請求ヲナス場合ニ於テハ辯護人ヲ選任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル辯護人ノ選任ハ再審ノ判決アル迄其ノ効力ヲ有ス

第四百八十一條　再審ノ請求ハ刑ノ執行ヲ終ヘタルトキ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタルトキト雖之ヲ爲スコトヲ得

第四百八十二條　刑ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ被告人タリシ者ノ不利益ノ爲ニスル再審ノ請求ハ判決確定後公訴ノ時効ニ付定メタル期間ヲ經過シタル後ニ於テハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四百八十三條　再審ノ請求ハ刑ノ執行ヲ停止スル効力ヲ有セス但シ管轄軍法會議ノ檢察官ハ長官ノ命令ニ依リ再審ノ請求ニ付テノ決定アル迄刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第四百八十四條　再審ノ請求ヲ爲スニハ其ノ趣意書ニ原判決ノ謄本及證據ヲ添ヘ之ヲ管轄軍法會議ニ差出スヘシ

第四百八十五條　再審ノ請求ハ之ヲ取下クルコトヲ得

第四百八十六條　第四百三十條、第四百三十二條第四百三十九條及第四百四十一條ノ規定ハ再審ノ請求及其ノ取下ニ之ヲ準用ス

第四百八十七條　第四百六十條ノ規定ニ依リ爲シタル判決ニ對シテ高等軍法會議及師團軍法會議ニ再審ノ請求アリタルトキハ高等軍法會議ハ決定ヲ以テ師團軍法會議ノ訴訟手續ヲ停止スヘシ始審ノ確定判決ト上告棄却ノ判決トニ對シテ再審ノ請求アリタルトキ亦同シ

第四百八十八條　再審ノ請求法律上ノ方式ニ違ヒタルモノナルトキハ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

第四百八十九條　再審ノ請求ヲ理由ナシトスルトキハ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

第四百九十條　再審ノ請求ヲ理由アリトスルトキハ再審開始ノ決定ヲ爲スヘシ

再審開始ノ決定ヲ爲シタルトキハ法定ヲ以テ刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第四百九十一條　第四百八十七條ノ場合ニ於テ師團軍法會議再審ノ請求ヲ受ケタル事件ニ付判決ヲ爲シタルトキハ高等軍法會議ハ決定ヲ以テ再審ノ請求ヲ棄却スヘシ

第四百九十二條　再審ノ請求ニ付決定ヲ爲ス場合ニ於テハ請求ヲ爲シタル者及其ノ對手人ノ意見ヲ聽クヘシ

但シ第四百七十九條第一項第三號ニ記載シタル者再審ノ請求ヲナシタル場合ニ於テハ併セテ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ意見ヲ聽クヘシ

第四百九十三條　再審開始ノ決定ヲナシタル事件ニ付テハ其ノ審級ニ從ヒ更ニ審判ヲナスヘシ

第四百九十四條　死亡者又ハ回復ノ見込ナキ心神喪失ノ狀態ニ在ル者ノ利益ノ爲再審ノ請求ヲナシタル事件ニ付テハ公判ヲ開カス檢察官及辯護人ノ意見ヲ聽キ判決ヲナスヘシ此ノ場合ニ於テ再審ノ請求ヲナシタル者辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ハ第三百六十九條ノ規定ニ準シ職權ヲ以テ辯護人ヲ附スヘシ

刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲再審ノ請求ヲナシタル事件ニ付再審ノ判決ヲナス前刑ノ言渡ヲ受ケタル者死亡シ又ハ心神喪失ノ狀態ニ在リテ回復ノ見込ナキニ至リタルトキ亦前項ニ同シ

前二項ノ規定ニ依リ爲シタル判決ニ對シテハ上告ヲナスコトヲ得ス

第四百九十五條　刑ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ被告人タリシ者ノ不利益ノ爲再審ノ請求ヲナシタル事件ニ付再審ノ判決ヲナス前刑ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ被告人タリシ者死亡シタルトキハ再審ノ請求及其ノ請求ニ付爲シタル決定ハ其ノ效力ヲ失フ

第四百九十六條　刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲メ爲シタル再審ニ於テハ原判決ニ於テ言渡シタル刑ヨリ重キ刑ヲ言渡スコトヲ得ス

第四百九十七條　再審ニ於テ無罪ヲ言渡シタル判決確定シタルトキハ官報ヲ以テ其ノ判決ヲ公示スヘシ

第五章　裁判ノ執行

第四百九十八條　裁判ハ確定シタル後之ヲ執行ス

第四百九十九條　裁判ノ執行ハ其ノ裁判ヲナシタル軍法會議ノ檢察官又ハ其ノ裁判ヲナシタル豫審官ノ屬スル軍法會議ノ檢察官之ヲ指揮ス但シ其ノ性質上軍法會議、裁判長、受命裁判官又ハ豫審官ノナスヘキモノハ此ノ限ニ在ラス

上告ノ裁判又ハ上告ノ取下ニ因リ原軍法會議ノ裁判ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ高等軍法會議ノ檢察官其ノ執行ヲ指揮ス

前二項ノ場合ニ於テ訴訟書類原軍法會議ニ在ルトキハ其ノ軍法會議ノ檢察官裁判ノ執行ヲ指揮ス

第五百條　裁判執行ノ指揮ハ書面ヲ以テ之ヲナシ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ヲ添附スヘシ但シ刑ノ執行ヲ指揮スル場合ヲ除クノ外裁判書ノ原本、謄本若ハ抄本又ハ調書ノ謄本若ハ抄本ニ認印シテ之ヲナスコトヲ得

第五百一條　二以上ノ主刑ノ執行ハ罰金及科料ヲ除クノ外其ノ重キモノヲ先ニス但シ檢察官ハ長官ノ命令ニ依リ重キ刑ノ執行ヲ停止シ他ノ刑ノ執行ヲナサシムルコトヲ得

第五百二條　死刑ノ執行ハ陸軍大臣ノ命令ニ依ル

第五百三條　死刑ヲ言渡シタル判決確定シタルトキハ檢察官ハ速ニ訴訟記錄ヲ長官ヲ經由シテ陸軍大臣ニ差出スヘシ

第五百四條　陸軍大臣死刑ノ執行ヲ命シタルトキハ五日内ニ其ノ執行ヲナスヘシ

第五百五條　死刑ノ執行ハ檢察官及錄事ノ立會ニテ監獄ノ長之ヲナスヘシ

長官ハ監獄ノ長ノ申請ニ因リ兵員ノ出場ヲ命スヘシ

檢察官又ハ監獄ノ長ノ許可ヲ得タル者ノ外刑場ニ入ルコトヲ得ス

第五百六條　死刑ノ執行ニ立會ヒタル錄事ハ執行始末書ヲ作リ檢察官及監獄ノ長ト共ニ之ニ署名捺印スヘシ

第五百七條　死刑ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失ノ狀態ニ在ルトキハ陸軍大臣ノ命令ニ依リ其ノ痊癒ニ至ル迄執行ヲ停止ス

死刑ノ言渡ヲ受ケタル婦女懷胎ナルトキハ陸軍大臣ノ命令ニ依リ分娩ニ至ル迄執行ヲ停止ス

前二項ノ規定ニ依リ死刑ノ執行ヲ停止シタル者ニ付テハ痊癒又ハ分娩ノ後陸軍大臣ノ命令アルニ非サレハ其ノ執行ヲ爲スコトヲ得ス

第五百八條　特設軍法會議死刑ヲ言渡シタル場合ニ於テハ其ノ執行又ハ執行ノ停止ニ關スル陸軍大臣ノ職務ハ長官之ヲ行フコトヲ得

第五百九條　懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失ノ狀態ニ在ルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地ノ軍法會議ノ檢察官ノ指揮ニ依リ其ノ痊癒ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第五百十條　前條ノ規定ニ依リ刑ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者第一條ニ記載シタル身分ヲ有セサルトキハ檢察官ハ之ヲ監護義務者又ハ市區町村長ニ交付シ病院其ノ他適當ノ場所ニ入レシムルコトヲ得

刑ノ執行ヲ停止セラレタル者ハ前項ノ處分アル迄之ヲ監獄ニ留置シ其ノ期間ヲ刑期ニ算入ス

第五百十一條　左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲナシタル軍法會議又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地ノ軍法會議ノ檢察官ノ指揮ニ依リ事故ノ止ム迄懲役、禁錮又ハ拘留ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

一　刑ノ執行ニ因リ生命ヲ保ツコト能ハサル虞アルトキ
二　受胎後七月以上ナルトキ
三　分娩後一月ヲ經過セサルトキ
四　刑ノ執行ニ因リ回復スヘカラサル不利益ヲ生スル虞アルトキ
五　其ノ他重大ナル事由アルトキ

第五百十二條　死刑、懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者拘禁中ニ非サルトキハ檢察官ハ執行ノ爲之ヲ召喚スヘシ召喚ニ應セサルトキハ逮捕狀ヲ發スヘシ

第五百十三條　死刑、懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者逃走シタルトキ又ハ逃走スル虞アルトキハ檢察官ハ直ニ逮捕狀ヲ發シ又ハ陸軍司法警察官若ハ司法警察官ニ請求シ若ハ囑託シテ之ヲ發セシムルコトヲ得

第五百十四條　逮捕狀ニハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ氏名、住居、年齡、刑名、刑期其ノ他逮捕ニ必要ナル事項ヲ記載シ檢察官又ハ陸軍司法警察官之ニ記名捺印スヘシ

逮捕狀ヲ發スル場合ニ於テ必要アルトキハ人相書ヲ添附スヘシ

第五百十五條　逮捕狀ハ勾引狀ト同一ノ效力ヲ有ス

第五百十六條　逮捕狀ノ執行ニ付テハ勾引狀ノ執行ニ關スル規定ヲ準用ス

第五百十七條　檢察官刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ現在地ヲ覺知スルコト能ハサルトキハ檢事長又ハ之ニ相當スル官署ニ[illegible]其ノ捜査及逮捕ヲ囑託スルコトヲ得

囑託ヲ受ケタル官署ハ其ノ管轄區域内ノ檢事又ハ相當官署ヲシテ逮捕狀ヲ發シ捜査及逮捕ノ手續ヲナサシムヘシ

第五百十八條　罰金、科料、過料、沒收、沒取、追徵又ハ費用賠償ノ裁判ハ檢察官ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス其ノ執行ヲ受クヘキ者ニ付相續開始アリタルトキハ相續財産ニ就キ執行スルコトヲ得

第五百十九條　前條ノ執行ニ付強制執行ヲ要スルトキハ兵營其ノ他軍事用ノ廳舍又ハ艦船ノ内ニ於テ之ヲ爲ス場合ヲ除クノ外檢察官ノ囑託ニ因リ區裁判所其ノ他民事裁判ニ付強制執行ヲナス權アル官署ニ於テ之ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ檢察官ノ命令ハ執行力アル債務名義ト同一ノ效力ヲ有ス

囑託ニ因リ爲ス官署ノ執行手續ニ付テハ民事裁判ノ執行ニ關スル規定ヲ準用ス但シ執行前裁判ノ送達ヲナスコトヲ要セス

第五百二十條　前條第二項ノ規定ニ依ル執行ノ費用ハ執行ヲ受クル者ノ負擔トシ民事訴訟法ノ規定ニ準シ執行ト同時ニ之ヲ取立ツヘシ

第五百二十一條　第四百十三條ノ規定ニ依リ爲シタル賠償ノ言渡ニ付被害者ヨリ強制執行ノ請求アリタルトキハ前三條ノ規定ヲ準用ス

第五百二十二條　沒收物ハ檢察官之ヲ處分スヘシ

第五百二十三條　沒收ノ執行後三月内ニ權利ヲ有スル沒收物ノ交付ヲ請求シタルトキハ檢察官ハ破壞又ハ廢棄スヘキ物ヲ除クノ外之ヲ交付スヘシ

沒收物ヲ處分シタル後前項ノ請求アリタル場合ニ於テハ檢察官ハ公賣ニ因リテ得タル代價ヲ交付スヘシ

第五百二十四條　僞造又ハ變造ニ係ル物ヲ返還スル場合ニ於テハ僞造又ハ變造ノ部分ヲ其ノ物ニ表示スヘシ

僞造又ハ變造ニ係ル物押收セラレサルトキハ之ヲ提出セシメテ前項ノ手續ヲ爲スヘシ但シ其ノ物公務所ニ屬スルトキハ僞造又ハ變造ノ部分ヲ公務所ニ通知シテ相當ノ處分ヲ爲サシムヘシ

第五百二十五條　押收物ノ返還ヲ受クヘキ者ノ所

在不明ナル爲又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ物ヲ還付スルコト能ハサル場合ニ於テハ檢察官ハ其ノ旨ヲ公告スヘシ
公告ヲナシタル時ヨリ六月內ニ還付ノ請求ナキトキハ其ノ物ハ國庫ニ歸屬ス
前項ノ期間內ト雖價値ナキ物ハ之ヲ廢棄シ保管ニ不便ナル物ハ之ヲ公賣シテ其ノ代價ヲ保管スルコトヲ得

第五百二十六條　檢察官ハ必要ナル場合ニ於テハ他ノ軍法會議ノ檢察官、地方裁判所若ハ區裁判所ノ檢事又ハ相當官署ニ裁判ノ執行ニ關スル處分ヲ囑託スルコトヲ得

第五百二十七條　刑ヲ言渡シタル裁判ノ解釋ニ付疑アルトキハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ハ言渡ヲ爲シタル軍法會議ニ疑義ノ申立ヲナスコトヲ得

第五百二十八條　刑ノ執行ヲ受クル者又ハ其ノ法定代理人、保佐人若ハ夫執行ニ關シ檢察官ノ爲シタル處分ヲ不當トスルトキハ裁判ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五百二十九條　疑義又ハ異議ノ申立ハ其ノ裁判アル迄之ヲ取下クルコトヲ得
疑義若ハ異議ノ申立又ハ其ノ取下ハ書面ヲ以テ之ヲナスヘシ
第四百三十九條ノ規定ハ疑義若ハ異議ノ申立又ハ其ノ取下ニ之ヲ準用ス

第五百三十條　疑義又ハ異議ノ申立ヲ受ケタル軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ

第五百三十一條　罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル爲ナシタル勞役場留置ノ執行ニ付テハ刑ノ執行ニ關スル規定ヲ準用ス

附　則

第五百三十二條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法第二編第二章中親告罪ノ告訴、請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付テノ請求及時効ニ關スル規定ニ付テハ勅令ヲ以テ別ニ其ノ施行期日ヲ定ム
親告罪ノ告訴請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付テノ請求及時効ニ關シテハ前項ノ規定ニ依リ定ムル施行期日ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル

第五百三十三條　陸軍治罪法、臺灣陸軍軍法會議法、關東都督府及韓國駐劄軍陸軍軍法會議法及明治二十八年勅令第九十二號ハ之ヲ廢止ス

第五百三十四條　本法ハ本法施行前ニ生シタル事件ニ亦之ヲ適用ス
前項ノ規定ハ本法施行前舊法ニ依リ爲シタル訴訟手續ノ効力ヲ妨ケス
本法施行前舊法ニ依リ爲シタル訴訟手續ニシテ本法ニ之ニ相當スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リナシタルモノト看做ス

第五百三十五條　本法施行前裁判權ヲ有スル事件ニ付審問、審判又ハ判決ノ命令アリタルトキハ本法ニ依リ軍法會議裁判權ヲ有セサルトキト雖軍法會議之ヲ審判ス

第五百三十六條　本法施行前軍法會議裁判權ヲ有セサル事件ニ付通常裁判所其ノ他ノ官署ニ公訴ノ提起アリタルトキハ本法ニ依リ軍法會議裁判權ヲ有スルトキト雖公訴ヲ受ケタル官署之ヲ審判ス

第五百三十七條　從來ノ軍法會議ハ本法ニ於テ之ニ相當スル軍法會議トス

第五百三十八條　本法施行前管轄權ヲ有スル事件ニ付審問、審判又ハ判決ノ命令アリタルトキハ本法ニ依リ管轄權ヲ有セサルトキト雖其ノ命令ヲ受ケタル軍法會議之ヲ審判ス

第五百三十九條　本法施行ノ際在職ノ判士長及判士ハ本法ニ依ル判士トス

第五百四十條　本法施行ノ際在官ノ理事ハ別ニ辭令ヲ用ヰス陸軍法務官ニ任セラレタルモノトス
本法施行ノ際退職又ハ豫備ノ理事ハ本法ニ依リ退職ヲ命セラレタル陸軍法務官トス
本法施行ノ際非職ノ理事ハ本法ニ依リ休職ヲ命セラレタル陸軍法務官トス
本法施行ノ際ニ限リ第三十九條ノ事由ナキトキト雖陸軍大臣ハ陸軍法務官ニ休職ヲ命スルコトヲ得
前二項ノ規定ニ依リ休職ト爲リタル陸軍法務官ノ休職ノ期間ハ三年トシ第三項ノ者ニ在リテハ非職トナリタル時ヨリ之ヲ起算ス
前項ノ休職ノ期間滿期ト爲リタルトキハ退職トス

第五百四十一條　本法施行前發シタル收禁狀ハ之ヲ本法ニ依リ發シタル勾留狀ト看做ス

第五百四十二條　本法施行前闕席判決ヲ受ケタル者ニ對シテハ舊法ニ依リ逮捕狀ヲ發スルコトヲ得

第五百四十三條　本法施行前闕席判決ヲ受ケタル者ニ對シテ發シタル逮捕狀及前條ノ規定ニ依リ發シタル逮捕狀ハ之ヲ本法ニ依リ發シタル勾留狀ト看做ス

第五百四十四條　本法施行前ニ爲シタル檢察ノ處分ハ之ヲ本法ニ依リ爲シタル搜査ノ處分ト看做ス

第五百四十五條　本法施行前檢察ノ處分ニ著手シタル官署本法ニ依リ搜査權ヲ有セサルトキハ速ニ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢察官又ハ陸軍司法警察官ニ送付スヘシ本法施行前告訴又ハ告發ヲ受ケタル官署亦同シ

第五百四十六條　第二百九十二條ノ期間ハ同條施行前犯人ヲ知リ又ハ婚姻ノ無効若ハ取消ノ裁判確定シタル場合ニ於テハ同條施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第五百四十七條　本法施行前檢察具申アリタル事件ニシテ陸軍治罪法第四十六條ノ手續ヲ爲ササルモノハ之ヲ第三百六條又ハ第三百七條ノ規定ニ依リ報告アリタルモノト看做ス

第五百四十八條　本法施行前ニ爲シタル審問ハ之ヲ本法ニ依リ爲シタル豫審ト看做ス
本法施行前審問ニ著手シタル事件ハ之ヲ本法ニ依リ豫審ノ請求アリタルモノト看做ス

第五百四十九條　本法施行前陸軍治罪法第七十三條第二號ノ規定ニ依リ具申シタル事件ニシテ陸軍大臣又ハ長官ノ命令又ハ認可ナキモノハ之ヲ第三百三十條ノ規定ニ依リ報告アリタルモノト看做ス

第五百五十條　本法施行前審問ニ於テ免訴ノ言渡アリタル事件ニ付テハ新ナル事實又ハ證據ヲ發見シタルトキニ限リ更ニ豫審ヲ請求シ又ハ公訴ヲ提起スルコトヲ得

第五百五十一條　本法施行前判決ニ著手シタル事件ハ之ヲ本法ニ依リ公訴ノ提起アリタルモノト看做ス

第五百五十二條　本法施行前判決ヲ終ヘ裁判宣告ヲ爲ササル事件ハ舊法ニ依リ之ヲ終結スヘシ

第五百五十三條　本法施行前言渡シタル闕席判決ニ對シテハ舊法ニ依リ再審ノ申訴ヲ爲スコトヲ得
前項ノ申訴アリタルトキハ長官ハ公訴ノ提起ヲ命スヘシ

第五百五十四條　本法施行前陸軍治罪法第九十五條ノ規定ニ依リ又ハ同法第九十六條各號ニ記載シタル事由ニ因リ再審ノ命令アリタル事件ハ舊法ニ依リ之ヲ終結スヘシ
本法施行前陸軍治罪法第九十八條ノ規定ニ依ル再審ノ申訴ニ因リ再審ノ命令アリタル事件ハ之ヲ本法ニ依リ公訴ノ提規アリタルモノト看做ス

第五百五十五條　本法施行前陸軍治罪法第九十六條又ハ同法第九十七條ノ規定ニ依リ再審ノ申訴又ハ具申アリテ命令ナキ事件ハ之ヲ本法ニ依リ管轄軍法會議ニ再審ノ請求アリタルモノト看做ス
本法施行前陸軍治罪法第九十八條ノ規定ニ依リ再審ノ申訴アリテ命令ナキ事件ニ付テハ長官ハ公訴ノ提起ヲ命スヘシ

第五百五十六條　本法施行前提起シタル私訴ハ之ヲ第四百十三條ノ規定ニ依ル損害回復ノ請求ト看做ス

第五百五十七條　本法施行前言渡シタル私訴裁判ノ強制執行ニ付テハ第五百二十一條ノ規定ヲ準用ス

第五百五十八條　本法施行前進行ヲ始メタル私訴ノ時効ハ從前ノ規定ニ從フ

第五百五十九條　本法ニ依リ市町村吏員ノ行フヘキ職務ハ市制町村制ヲ施行セサル地並朝鮮、臺灣、樺太及關東州ニ在リテハ勅令ヲ以テ指定スル官吏吏員之ヲ行フ

第五百六十條　本法ニ記載シタル刑法ノ規定ハ朝鮮、臺灣及關東州ニ在リテハ各之ニ相當スル法令ノ規定トス

第五百六十一條　內地ニ非サル地ニ在ル師團ニハ師團軍法會議ヲ設ケサルコトヲ得
內地ニ非サル地ニ在ル師團ニ軍法會議ヲ設クル場合ニ於テ其ノ師團ニ師管ノ設ケナキトキハ命令ヲ以テ師管ト看做スヘキ地域ヲ定ムルコトヲ得

朝鮮軍軍法會議ニ關スル法律案

第一條　朝鮮ニ朝鮮軍軍法會議ヲ設ク

第二條　陸軍軍法會議法ノ適用ニ付テハ朝鮮軍軍法會議ヲ師團軍法會議ト看做シ朝鮮軍司令官ノ守備地域ヲ師管ト看做ス

第三條　朝鮮軍軍法會議ハ朝鮮軍司令官ヲ以テ長官トス

附　則

本法ハ陸軍軍法會議法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣軍軍法會議ニ關スル法律案

第一條　臺灣ニ臺灣軍軍法會議ヲ設ク

第二條　陸軍軍法會議法ノ適用ニ付テハ臺灣軍軍法會議ヲ師團軍法會議ト看做シ臺灣軍司令官ノ守備地域ヲ師管ト看做ス

第三條　臺灣軍軍法會議ハ臺灣軍司令官ヲ以テ長官トス

附　則

本法ハ陸軍軍法會議法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

關東軍軍法會議ニ關スル法律案

第一條　關東軍司令官ノ守備地域ニ關東軍軍法會議ヲ設ク

第二條　陸軍軍法會議法ノ適用ニ付テハ關東軍軍法會議ヲ師團軍法會議ト看做シ關東軍司令官ノ守備地域ヲ師管ト看做ス

第三條　關東軍軍法會議ハ關東軍司令官ヲ以テ長官トス

附　則

本法ハ陸軍軍法會議法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

海軍軍法會議法案

海軍軍法會議法

第一編　軍法會議

第一章　軍法會議ノ裁判權

第一條　軍法會議ハ左ニ記載シタル者ニ對シ其ノ犯罪ニ付裁判權ヲ有ス

一　海軍刑法第八條第一號、第二號及第九條ニ記載シタル者

二　海軍用船ノ船員

三　前二號ニ記載シタル者ヲ除クノ外海軍ノ部隊ニ屬シ又ハ從フ者

四　俘虜

前項第二號及第三號ニ記載シタル者ノ中特ニ除外スヘキ者アルトキハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條　軍法會議ハ前條ニ記載シタル者ニ對シ其ノ身分發生前ノ犯罪ニ付亦裁判權ヲ有ス

軍法會議ハ前條ニ記載シタル者其ノ身分ヲ喪失シタルトキト雖身分繼續中搜査ノ報告アリ又ハ逮捕、勾引若ハ勾留セラレタルトキハ其ノ者ニ對シ亦裁判權ヲ有ス

第三條　軍法會議ハ海軍刑法第八條第三號ニ記載シタル者ニ對シ其ノ犯シタル海軍刑法ノ罪ニ付裁判權ヲ有ス

前條第二項ノ規定ハ前項ニ規定スル犯罪ニ付之ヲ準用ス

第四條　軍法會議ハ合圍地境ニ在ル第一條ニ記載シタル以外ノ者ニ對シ左ノ各號ニ規定スル犯罪ニ付裁判權ヲ有ス

一　第十六條第一號又ハ第二號ニ記載シタル者ト共ニ犯シタル同一又ハ別箇ノ罪

二　海軍刑法、陸軍刑法、軍機保護法其ノ他軍事ノ必要ニ因リ特ニ設ケタル法令ノ罪

犯人藏匿ノ罪、證憑湮滅ノ罪、僞證ノ罪、虛僞ノ鑑定通譯ノ罪及贓物ニ關スル罪ハ之ヲ其ノ本犯ト共ニ犯シタルモノト看做ス

第五條　軍法會議ハ戒嚴令ニ定メタル特別裁判權ヲ行フ

第六條　軍法會議ハ戰時事變ニ際シ軍ノ安寧ヲ保持スル爲必要アルトキハ第一條ニ記載シタル以外ノ者ニ對シ犯罪ニ付裁判權ヲ行フコトヲ得

第七條　第四條及前條ノ規定ハ陸軍軍法會議法第一條乃至第三條ノ規定ニ依リ陸軍軍法會議ノ裁判權ヲ有スル犯罪ニ付テハ之ヲ適用セス但シ被告人ノ所在地陸軍軍法會議ノ所在地ト交通斷絶シタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第五章　軍法會議ノ管轄權

第八條　軍法會議ヲ設クルコト左ノ如シ

一　高等軍法會議

二　東京軍法會議

三　鎭守府軍法會議

四　要港部軍法會議

五　艦隊軍法會議

六　合圍地軍法會議

七　臨時軍法會議

第九條　高等軍法會議、東京軍法會議、鎭守府軍法會議及要港部軍法會議ハ之ヲ常設ス但シ要港部ニハ軍法會議ヲ設ケサルコトヲ得

艦隊軍法會議ハ必要ニ因リ艦隊司令長官獨立艦隊司令官若ハ分遣艦隊司令官ノ率ヰル艦隊又ハ外國派遣ノ軍艦ニ之ヲ特設ス

合圍地軍法會議ハ戒嚴ノ宣告アリタルトキ合圍地境ニ之ヲ特設ス

臨時軍法會議ハ戰時事變ニ際シ必要ニ因リ海軍ノ部隊ニ之ヲ特設ス

第十條　高等軍法會議又ハ東京軍法會議ハ海軍大臣ヲ以テ長官トス

鎭守府軍法會議ハ鎭守府司令長官ヲ以テ長官トス

要港軍法會議ハ要港部司令長官ヲ以テ長官トス

特設軍法會議ハ軍法會議ヲ設置シタル部隊又ハ地域ノ指揮官ヲ以テ長官トス

第十一條　高等軍法會議ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

一　海軍ノ將官、勅任文官及勅任文官待遇者並陸軍ノ將官、將官相當官、勅任文官及勅任文官待遇者ニ對スル被告事件

二　上告

三　非常上告

第十二條　東京軍法會議ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

一　第十三條第一號、第十四條第一號、第十五條第一號、第十六條第一號及第十七條第一號ノ規定ニ依リ他ノ軍法會議ノ管轄ニ屬スル以外ノ第一條乃至第三條記載ノ者ニ對スル被告事件

二　第三百十二條又ハ第三百三十三條ノ規定ニ依リ移送アリタル被告事件

第十三條　鎭守府軍法會議ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

一　鎭守府司令長官ノ部下ニ屬スル者及監督ヲ受クル者ニ對スル被告事件

二　海軍區內ニ在リ又ハ海軍區內ニ於テ罪ヲ犯シタル第一條乃至第三條記載ノ者ニ對スル被告事件

三　第三百十二條又ハ第三百三十三條ノ規定ニ依リ移送アリタル被告事件

第十四條　要港部軍法會議ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

一　要港部司令官ノ部下ニ屬スル者及監督ヲ受クル者ニ對スル被告事件

二　警備區內ニ在リ又ハ警備區內ニ於テ罪ヲ犯シタル第一條乃至第三條記載ノ者ニ對スル被告事件

三　第三百十二條又ハ第三百三十三條ノ規定ニ依リ移送アリタル被告事件

第十五條　艦隊軍法會議ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

一　艦隊又ハ外國派遣ノ軍艦ノ長ノ部下ニ屬スル者及監督ヲ受クル者ニ對スル被告事件

二　占領地警備區內ニ在リ又ハ占領地警備區內ニ於テ罪ヲ犯シタル第一條乃至第三條記載ノ者ニ對スル被告事件

三　占領地警備區內ニ在ル第六條記載ノ者ニ對スル被告事件

第十六條　合圍地軍法會議ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

一　合圍地司令官ノ部下ニ屬スル者及監督ヲ受クル者ニ對スル被告事件

二　合圍地境ニ在リ又ハ合圍地境ニ於テ罪ヲ犯シタル第一條乃至第三條記載ノ者ニ對スル被告事件

三　第四條及第五條ニ定メタル裁判權ニ屬スル被告事件

第十七條　臨時軍法會議ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

一　臨時軍法會議ノ設置セラレタル部隊ノ長ノ部下ニ屬スル者及監督ヲ受クル者ニ對スル被告事件

二　臨時軍法會議ノ設置セラレタル部隊ノ守備地域ニ在リ又ハ其ノ地域ニ於テ罪ヲ犯シタル第一條乃至第三條記載ノ者ニ對スル被告事件

三　臨時軍法會議ノ設置セラレタル部隊ノ守備地域ニ在ル第六條記載ノ者ニ對スル被告事件

四　第三百十二條又ハ第三百三十三條ノ規定ニ依リ移送アリタル被告事件

第十八條　管轄ヲ異ニスル數箇ノ事件牽連スルトキハ一箇ノ事件ニ付管轄權ヲ有スル軍法會議併セテ他ノ事件ヲ管轄スルコトヲ得但シ高等軍法會議ノ管轄ニ屬スル事件及第四條乃至第六條ニ記載シタル事件ハ牽連ノ事由ニ因リ併セテ之ヲ

管轄スルコトヲ得ス

第十九條　軍法會議牽連事件ニ付公訴ヲ受ケタル場合ニ於テ併セテ審判スルコトヲ必要トセサルモノアルトキハ高等軍法會議ハ檢察官ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ管轄權ヲ有スル他ノ軍法會議ニ之ヲ移送スルコトヲ得

第二十條　數箇ノ軍法會議牽連事件ニ付各別ニ公訴ヲ受ケタルトキハ高等軍法會議ハ檢察官ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ之ヲ一ノ軍法會議ニ併合スルコトヲ得

第二十一條　高等軍法會議牽連事件ニ付公訴ヲ受ケタル場合ニ於テ併セテ審判スルコトヲ必要トセサルモノアルトキハ檢察官ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ管轄權ヲ有スル他ノ軍法會議ニ之ヲ移送スルコトヲ得

第二十二條　高等軍法會議及他ノ軍法會議牽連事件ニ付各別ニ公訴ヲ受ケタルトキハ高等軍法會議ハ檢察官ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ他ノ軍法會議ノ管轄ニ屬スル事件ヲ併セテ審判スルコトヲ得

第二十三條　數箇ノ事件ハ左ノ場合ニ於テ牽連スルモノトス

一　一人數罪ヲ犯シタルトキ
二　數人共ニ同一又ハ別箇ノ罪ヲ犯シタルトキ
三　數人通謀シテ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ
四　數人同時ニ同一ノ場所ニ於テ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ

犯人藏匿ノ罪、證憑湮滅ノ罪、僞證ノ罪、虚僞ノ鑑定通譯ノ罪及贓物ニ關スル罪ト其ノ本犯ノ罪トハ共ニ犯シタルモノト看做ス

第二十四條　數個ノ軍法會議同一事件ニ付公訴ヲ受ケタルトキ第二十五條ニ規定シタル場合ヲ除クノ外最初ニ公訴ヲ受ケタル軍法會議之ヲ審判ス

前項ノ場合ニ於テ高等軍法會議ハ檢察官ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ後ニ公訴ヲ受ケタル軍法會議ヲシテ其事件ヲ審判セシムルコトヲ得

第二十五條　高等軍法會議及他ノ軍法會議同一事件ニ付公訴ヲ受ケタルトキハ高等軍法會議之ヲ審判ス

前項ノ場合ニ於テ高等軍法會議ハ檢察官ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ管轄權ヲ有スル他ノ軍法會議ヲシテ其事件ヲ審判セシムルコトヲ得

第二十六條　管轄ハ公訴提起後ニ於テハ被告人ノ轉屬、失官其ノ他管轄ヲ定ムル事由ノ變更セラルルコトナシ但シ被告人第十一條第一號ニ記載シタル身分ヲ取得シタル場合ハ此ノ限ニアラス

第二十七條　第十一條第一號ニ記載シタル者被告人ナル場合ニ於テ其ノ現在地高等軍法會議ノ所在地ト交通斷絶シタルトキ又ハ其ノ所在地ト著シク離隔シ且審判急速ヲ要スルトキハ被告人ノ現在地又ハ其ノ附近ニ在ル軍法會議被告事件ヲ管轄スルコトヲ得

第二十八條　管轄軍法會議ニ於テ法律上ノ理由又ハ特別ノ事情ニ因リ裁判權ヲ行フコト能ハサルトキハ高等軍法會議ハ檢察官ノ請求ニ因リ管轄移轉ノ決定ヲ爲スヘシ

第二十九條　軍法會議ヲ廢シタルトキハ海軍大臣ハ後繼軍法會議ヲ指定スヘシ

第三十條　訴訟手續ハ管轄違ノ理由ニ依リ其効力ヲ失ハス

第三章　軍法會議ノ職員

第三十一條　軍法會議ニ判士、海軍法務官、海軍錄事及海軍警査ヲ置ク

第三十二條　判士ハ海軍ノ將校ヲ以テ之ニ充ツ

第三十三條　將官ヲ以テ判士ト爲ストキハ海軍大臣ノ奏請ニ因リ之ヲ命ス

特設軍法會議ニ於テハ長官又ハ其ノ直系上官ハ急速ヲ要スル場合ニ限リ部下ノ將官中ヨリ判士ヲ命スルコトヲ得

第三十四條　佐官以下ノ將校ヲ以テ判士ト爲ストキハ長官之ヲ命ス

長官ノ部下ニ非サル將校ヲ以テ判士ト爲スコトヲ要スルトキハ海軍大臣之ヲ命ス特設軍法會議ニ於テハ急速ヲ要スル場合ニ限リ長官ノ直系上官ハ部下ノ將校中ヨリ之ヲ命スルコトヲ得

第三十五條　法務官ハ終身官トシ勅任又ハ奏任トス

第三十六條　法務官ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス

一　公然政事ニ關係スルコト
二　政黨ノ黨員又ハ政社ノ社員ト爲ルコト
三　帝國議會ノ議員又ハ、道、府、縣、郡、市區、町、村會ノ議員ト爲ルコト
四　報酬アル公務ニ就クコト
五　商業ヲ營ムコト

第三十七條　法務官ハ刑事裁判又ハ懲戒處分ニ因ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ免官又ハ轉官セラルルコトナシ

第三十八條　法務官身體又ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキハ海軍大臣ハ高等軍法會議總會ノ決議ニ依リ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

第三十九條　海軍大臣ハ左ノ場合ニ於テハ法務官ニ現俸ノ半額ヲ給シテ休職ヲ命スルコトヲ得

一　懲戒令ニ依リ懲戒委員會ノ審査ニ付セラレタルトキ
二　刑事事件ニ關シ起訴セラレタルトキ
三　官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ
四　戰時又ハ事變ニ際シ臨時增員シタル場合ニ於テ其ノ必要止ミ過員ヲ生シタルトキ
五　病氣ノ爲執務セサルコト六月ニ至リタルトキ

休職ノ期間ハ前項第一號及第二號ノ場合ニ於テハ其ノ事件ノ繫屬中トシ第三號乃至第五號ノ場合ニ於テハ三年トス

第四十條　法務官前條第一項第三號乃至第五號ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレ滿期ト爲リタルトキハ退職トス

第四十一條　法務官ノ任用及懲戒ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條　錄事ハ判任トス

第四十三條　警査ハ長官之ヲ命ス

第四十四條　特設軍法會議及要港部軍法會議ニ於テハ長官ハ海軍准士官又ハ下士官ヲシテ錄事ノ職務ヲ行ハシメ海軍ノ下士官又ハ兵ヲシテ警査ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第四十五條　合圍地軍法會議ニ於テハ長官ハ合圍地境ニ在ル判任文官ヲシテ錄事ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第四章　審判機關

第四十六條　軍法會議ハ審判ヲ爲スニ付他ノ干渉ヲ受クルコトナシ

第四十七條　審判ハ裁判官五人ヲ以テ構成シタル會議ニ於テ之ヲ爲ス

裁判官ハ判士及法務官ヲ以テ之ヲ充テ上席判士ヲ裁判長トス

特設軍法會議ニ於テハ上席判士及法務官ヲ除クノ外裁判官二人ヲ減スルコトヲ得

第四十八條　裁判官ハ長官之ヲ定ム

第四十九條　東京軍法會議、鎭守府軍法會議、要港部軍法會議及特設軍法會議ニ於テハ判士四人及法務官一人ヲ以テ裁判官トス

前項ノ判士ハ左ノ區別ニ從フ

一　被告人下士官又ハ兵ナルトキハ佐官一人尉官三人又ハ佐官二人尉官二人
二　被告人尉官、特務士官、候補生又ハ准士官ナルトキハ佐官二人尉官二人
三　被告人佐官ナルトキハ將官一人佐官三人又ハ將官二人佐官二人
四　被告人將官ナルトキハ將官四人

前項ノ判士ハ其ノ官等被告人ヨリ下ルコトヲ得ス

第五十條　特設軍法會議及要港部軍法會議ニ於テハ長官ハ海軍ノ將校又ハ將校相當官ヲシテ法務官ニ代リ裁判官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第五十一條　合圍地軍法會議ニ於テハ長官ハ合圍地境ニ在ル高等文官ヲシテ法務官ニ代リ裁判官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第五十二條　高等軍法會議ニ於テハ判士三人及法務官二人ヲ以テ裁判官トス

前項ノ判士ハ左ノ區別ニ從フ

一　被告人下士官又ハ兵ナルトキハ佐官二人尉官一人
二　被告人尉官、特務士官、候補生又ハ准士官ナルトキハ將官一人佐官二人
三　被告人佐官ナルトキハ將官二人佐官一人又ハ將官三人
四　被告人將官ナルトキハ將官三人

前項ノ判士ハ其ノ官等被告人ヨリ下ルコトヲ得ス

第五十三條　被告人軍屬、陸軍軍人又ハ陸軍軍屬ナルトキハ其ノ官等、等級又ハ階級ニ從ヒ第四十九條又ハ前條ノ例ニ依リ判士ヲ區別ス

第五十四條　被告人第四十九條第五十二條及前條ニ記載シタル者ニ非サルトキハ下士官又ハ兵ニ準シ判士ヲ區別ス

前項ノ場合ニ於テ長官ハ事情ニ因リ判士ノ區別ヲ變更スルコトヲ得

第五十五條　被告人俘虜ナルトキハ第四十九條及第五十二條乃至前條ノ規定ニ準シ判士ヲ區別ス

第五十六條　二個以上ノ異ル官等、等級又ハ階級ヲ有スル被告人ニ付テハ其ノ最高キ官等、等級又ハ階級ニ從ヒ判士ヲ區別ス

第五十七條　官等、等級又ハ階級ヲ異ニスル共同被告人ニ付テハ其ノ官等等級又ハ階級ノ最高キ者ニ從ヒ判士ヲ區別ス

第五十八條　判士ノ區別ハ被告人ノ身分ニ異動アルモ官等、等級又ハ階級ノ高キ身分ヲ取得シタル場合ヲ除クノ外變更セラルルコトナシ

第五十九條　上告、非常上告又ハ再審ノ審例ヲ爲ス場合ノ判士ノ區別ハ原軍法會議ノ裁判官ヲ定メタル當時ノ被告人ノ身分ニ從フ但シ被告人官等等級又ハ階級ノ高キ身分ヲ取得シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ第百七十三條第三項、第四百十七條、第四百十八條、第四百三十八條又ハ第五百三十二條ノ決定ヲ爲ス場合ノ判士ノ區別ニ之ヲ準用ス

第六十條　上告、非常上告又ハ再審ノ審判ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判長ノ官等ハ原軍法會議ノ裁判長ヨリ下ルコトヲ得ス

第五章　豫審機關

第六十一條　豫審ハ豫審官之ヲ行フ

第六十二條　豫審官ハ法務官中ヨリ長官之ヲ命ス

第六十三條　特設軍法會議及要港部軍法會議ニ於テハ長官ハ海軍ノ將校又ハ將校相當官ヲシテ豫審官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第六十四條　合圍地軍法會議ニ於テハ長官ハ合圍地境ニ在ル高等文官ヲシテ豫審官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第六章　檢察機關

第六十五條　海軍大臣ハ公訴及捜査ヲ指揮監督ス

第六十六條　長官ハ所管軍法會議ノ管轄ニ屬スル事件ニ付公訴ヲ指揮ス

長官ハ所管軍法會議ノ管轄ニ屬スル事件、之ト牽連スル事件及所管部隊内ノ犯罪事件ニ付捜査ヲ指揮ス

第六十七條　檢察官ハ長官ニ隷屬シ捜査ヲ爲シ公訴ヲ行フ

第六十八條　檢察官ハ法務官中ヨリ長官之ヲ命ス

第六十九條　長官ハ法務官試補ヲシテ檢察官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第七十條　特設軍法會議及要港部軍法會議ニ於テハ長官ハ海軍ノ將校又ハ將校相當官ヲシテ檢察官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第七十一條　合圍地軍法會議ニ於テハ長官ハ合圍地境ニ在ル高等文官ヲシテ檢察官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第七十二條　檢察官ハ海軍司法警察官又ハ司法警察官ヲシテ捜査ノ輔佐ヲ爲サシムルコトヲ得

第七十三條　憲兵ノ將校准士官又ハ下士ハ海軍司法警察官トシテ捜査ヲ爲ス

海軍大臣ハ所管ノ大臣ト協議シテ警察官中ヨリ海軍司法警察官トシテ勤務スル者ヲ指定スルコトヲ得

第七十四條　部隊ノ長又ハ分隊長ハ其ノ部下ニ屬スル者及監督ヲ受ケル者ノ犯罪ニ付海軍司法警察官ノ職務ヲ行フ

第七十五條　部隊ノ長ハ部下ノ將校ニ委任シテ特定ノ事件ニ付海軍司法警察官ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第七十六條　海軍司法警察官又ハ海軍司法警察官ノ職務ヲ行フ者ハ捜査ヲ爲スニ付上官ノ命令ニ從フ

第七十七條　警査又ハ憲兵卒ハ檢察官又ハ海軍司法警察官ノ命令ヲ受ケ海軍司法警察吏トシテ捜査ノ補助ヲ爲ス

第七十三條第二項ノ規定ニ依リ指定セラレタル警察官ノ部下ニ屬スル巡査亦前項ニ同シ

第七十八條　檢察官ハ司法警察吏ヲシテ捜査ノ補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第七十九條　海軍司法警察官ノ職務ヲ行フ者ハ其ノ部下ヲシテ捜査ノ補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第二編　訴訟手續

第一章　總則

第一節　裁判官ノ除斥及回避

第八十條　長官ハ除斥ノ原由其ノ他正當ノ事由アリト認ムルトキハ裁判官ヲ變更スヘシ

第八十一條　裁判官職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキ場合左ノ如シ

一　裁判官被害者ナルトキ
二　裁判官被告人又ハ被害者ノ配偶者、四親等内ノ血族、三親等内ノ姻族又ハ同居ノ戸主若ハ家族ナルトキ
三　裁判官被告人又ハ被害者ノ法定代理人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ
四　裁判官事件ニ付證人又ハ鑑定人ト爲リタルトキ
五　裁判官事件ニ付被告人ノ代理人、辯護人又ハ輔佐人ト爲リタルトキ
六　裁判官事件ニ付長官又ハ檢察官ノ職務ヲ行ヒタルトキ
七　裁判官事件ニ付捜査、豫審又ハ前審ニ干與シタルトキ

第八十二條　檢察官又ハ被告人ハ除斥ノ原由其ノ他裁判官ヲ變更スヘキ正當ノ事由アリト思料スルトキハ其ノ旨ヲ長官ニ具申スルコトヲ得

第八十三條　長官前條ノ具申ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ軍法會議ニ通知スヘシ

軍法會議前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ裁判官ノ變更ニ關シ通知ヲ受クル迄訴訟手續ヲ停止スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八十四條　裁判官自ラ除斥ノ原由其ノ他回避スヘキ正當ノ事由アリト思料スルトキハ其ノ旨ヲ長官ニ具申スヘシ

第八十五條　前五條ノ規定ハ豫審官及錄事ニ之ヲ準用ス

第八十六條　特設軍法會議ニ於テハ本節ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二節　辯護及輔佐

第八十七條　被告人ハ公訴ノ提起アリタル後何時ニテモ辯護人ヲ選任スルコトヲ得

被告人ノ法定代理人、保佐人又ハ夫ハ獨立シテ辯護人ヲ選任スルコトヲ得

第八十八條　辯護人ハ左ニ記載シタル者ヨリ之ヲ選任スヘシ

一　海軍ノ將校又ハ將校相當官
二　海軍高等文官又ハ同試補
三　海軍大臣ノ指定シタル辯護士

第八十九條　辯護人ノ選任ハ審級毎ニ之ヲ爲スヘシ

辯護人ノ選任ハ辯護人ト連署シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第九十條　辯護人ノ數ハ被告人一人ニ付三人ヲ超ユルコトヲ得ス

第九十一條　辯護人ハ軍法會議ニ於テ被告事件ニ關スル書類及證據物ヲ閲覽シ且其ノ書類ヲ謄寫スルコトヲ得

第九十二條　辯護人ハ別段ノ規定アル場合ニ限リ獨立シテ訴訟行爲ヲ爲スコトヲ得

第九十三條　前六條ノ規定ハ特設軍法會議ニ付テハ之ヲ適用セス

第九十四條　被告人ノ法定代理人保佐人又ハ夫ハ公訴ノ提起アリタル後何時ニテモ輔佐人ト爲ルコトヲ得

輔佐人タラムトスルトキハ審級毎ニ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ屆出ツヘシ

輔佐人ハ獨立シテ被告人ノ爲スコトヲ得ヘキ訴訟行爲ヲ爲スコトヲ得但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三節　裁判

第九十五條　裁判ハ定數ノ裁判官評議シテ之ヲ爲ス但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九十六條　裁判官ノ評議ハ之ヲ公行セス但シ法務官試補ノ傍聽ヲ許スコトヲ得

第九十七條　裁判官ノ評議ハ裁判長之ヲ開キ且之ヲ整理ス其ノ評議ノ顛末及各裁判官ノ意見ハ祕密トス

裁判官意見ヲ述フルノ順序ハ法務官ヲ始トス法務官二人ナルトキハ席次ノ低キ者ヲ始トス其ノ他ノ裁判官ニ在リテハ席次ノ最低キ者ヲ始トシ裁判長ヲ終リトス

第九十八條　裁判ハ過半數ノ意見ニ依ル

裁判官ノ意見三說以上ニ分レ各過半數ニ至ラサルトキハ過半數ニ至ル迄被告人ニ不利ナル意見ヨリ順次利益ナル意見ニ合算ス

第九十九條　裁判官ハ裁判スヘキ事項ニ付自己ノ意見ヲ表スルコトヲ拒ムコトヲ得ス

第百條　判決ハ口頭辯論ニ基キ之ヲ爲スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

決定ハ公判廷ニ於テハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽キ之ヲ爲スヘシ其ノ他ノ場合ニ於テハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽カスシテ之ヲ爲スコトヲ得但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

命令ハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽カスシテ之ヲ爲ス

コトヲ得

決定又ハ命令ヲ爲スニ付必要アル場合ニ於テハ事實ノ取調ヲ爲スコトヲ得

前項ノ取調ハ受命裁判官ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第百一條　裁判ニハ理由ヲ付スヘシ但シ決定又命令ニハ理由ヲ付セサルコトヲ得

刑ノ言渡ヲ爲スニハ罪ト爲ルヘキ事實及其ノ事實ヲ認メタル理由並法令ノ適用ヲ示スヘシ

第百二條　裁判ノ告知ハ公判廷ニ於テハ宣告ニ依リ之ヲ爲シ其ノ他ノ場合ニ於テハ裁判書ノ謄本ノ送達ニ依リ之ヲ爲スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第百三條　裁判ノ宣告ハ裁判長之ヲ爲スヘシ

判決ノ宣告ヲ爲スニハ主文及理由ヲ朗讀シ又ハ主文ノ朗讀ト同時ニ理由ノ要旨ヲ告クヘシ

第百四條　檢察官ノ執行指揮ヲ要スル裁判ヲ爲シタルトキハ速ニ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ヲ檢察官ニ送付スヘシ

第百五條　裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ハ被告人其ノ他訴訟關係人ノ請求ニ因リ之ヲ交付ス

前項ノ場合ニハ其ノ費用ヲ徴スルコトヲ得

第四節　書類

第百六條　訴訟ニ關スル書類ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外錄事之ヲ調製スヘシ

第百七條　裁判官豫審官又ハ檢察官ハ錄事ノ作リタル書類ニ付意見アルトキハ錄事ニ命シ之ヲ變更セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ錄事ハ自己ノ意見ヲ書類ニ付記スルコトヲ得

第百八條　被告人、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ取調ニ付テハ調書ヲ作ルヘシ調書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　被告人、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ニ對スル訊問及其ノ供述

二　證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人宣誓ヲ爲ササルトキハ其ノ事由

調書ハ錄事ヲシテ之ヲ供述者ニ讀聞カサシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閲覽セシメ其ノ記載ノ相違ナキカ否ヲ問フヘシ

供述者增減變更ヲ申立テタルトキハ其ノ供述ヲ調書ニ記載スヘシ

調書ニハ供述者ヲシテ署名捺印セシムヘシ

第百九條　檢證、押收又ハ搜索ニ付テハ調書ヲ作ルヘシ

押收ヲ爲シタルトキハ其ノ品目ヲ調書ニ記載シ又ハ別ニ目錄ヲ作リ之ヲ調書ニ添付スヘシ

第百十條　前二條ノ調書ニハ取調又ハ處分ヲ爲シタル年月日及場所ヲ記載シ其ノ取調又ハ處分ヲ爲シタル者錄事ト共ニ署名捺印スヘシ但シ公判期日外ニ於テ軍法會議取調又ハ處分ヲ爲シタルトキハ裁判官タル法務官錄事ト共ニ署名捺印スルヲ以テ足ル

前條ノ調書ニハ取調又ハ處分ヲ爲シタル時ヲモ記載スヘシ

第百十一條　錄事ノ立會ナクシテ取調又ハ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ錄事ノ行フヘキ職務ハ其ノ取調又ハ處分ヲ爲ス者自ラ之ヲ行フヘシ

第百十二條　公判期日ニ於ケル訴訟手續ニ付テハ公判調書ヲ作ルヘシ

公判調書ニハ左ノ事項其ノ他重要ナル訴訟手續ヲ記載スヘシ

一　公判ヲ爲シタル軍法會議及年月日

二　裁判官檢察官、及錄事ノ官氏名並被告人、代理人、辯護人、輔佐人及通事ノ氏名

三　被告人出頭セサリシトキハ其ノ旨

四　辯論ノ公開ヲ禁シタルトキハ其ノ旨及理由

五　被告事件ノ陳述其ノ他辯論ノ要旨

六　第百八條第二項ニ記載シタル事項

七　朗讀シタル書類及要旨ヲ告ケタル書類

八　被告人ニ示シタル證據物

九　公判廷ニ於テ爲シタル檢證及押收

十　裁判長ヨリ記載ヲ命シタル事項及訴訟關係人ノ請求ニ因リ記載ヲ許シタル事項

十一　辯論ノ最終ニ被告人又ハ辯護人ヲシテ陳述ヲ爲サシメタルコト

十二　判決其ノ他ノ裁判ヲ爲シタルコト

第百十三條　公判調書ニ付テハ第百八條第三項乃至第五項ノ規定ニ依ル手續ヲ爲スコトヲ要セス

第百十四條　公判調書ハ公判開廷ノ日ヨリ五日內ニ之ヲ整理スヘシ

第百十五條　公判調書ニハ裁判官タル法務官錄事ト共ニ署名捺印スヘシ

法務官二人ナルトキハ上席者署名捺印シ上席者差支アルトキハ他ノ法務官署名捺印スヘシ

法務官差支アルトキハ裁判長其ノ事由ヲ付記シテ署名捺印スヘシ

錄事差支アルトキハ前三項ノ規定ニ依リ署名捺印スル者其ノ事由ヲ付記シテ署名捺印スヘシ

第百十六條　公判期日ニ於ケル訴訟手續ハ公判調書ノミニ依リ之ヲ證明スルコトヲ得

第百十七條　裁判ヲ爲ストキハ裁判書ヲ作ルヘシ但シ決定又ハ命令ヲ宣告スル場合ニ於テハ裁判書ヲ作ラスシテ之ヲ調書ニ記載セシムルコトヲ得

第百十八條　裁判書ハ裁判官之ヲ作ルヘシ

第百十九條　裁判書ニハ裁判官署名捺印スヘシ裁判長署名捺印スルコト能ハサルトキハ上席ノ裁判官其ノ事由ヲ付記シテ署名捺印シ他ノ裁判官署名捺印スルコト能ハサルトキハ裁判長其ノ事由ヲ付記シテ署名捺印スヘシ

第百二十條　裁判書ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判ヲ受クル者ノ氏名、年齡、職業及住居ヲ記載スヘシ判決書ニハ前項ニ記載シタル事項ノ外公判ニ干與シタル檢察官ノ官氏名ヲ記載スヘシ

第百二十一條　裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ハ原本又ハ謄本ニ依リ之ヲ作ルヘシ

第百二十二條　前四項ノ規定ハ豫審官裁判ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第百二十三條　官吏又ハ公吏ノ作ルヘキ書類ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外年月日ヲ記載シテ署名捺印シ其ノ所屬ノ官署又ハ公署ヲ表示スヘシ

第百二十四條　官吏又ハ公吏書類ヲ作ルニハ文字ヲ改竄スヘカラス插入、削除又ハ欄外記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印シ其ノ字數ヲ記載スヘシ削除シタル部分ハ讀ミ得ヘキ爲字體ヲ存スヘシ

第百二十五條　官吏及公吏ニ非サル者ノ作ルヘキ書類ニハ年月日ヲ記載シテ署名捺印スヘシ

第百二十六條　官吏及公吏ニ非サル者ノ署名捺印スヘキ場合ニ於テ署名スルコト能ハサルトキハ他人ヲシテ代署セシメ捺印スルコト能ハサルトキハ花押又ハ拇印スヘシ

他人ヲシテ代署セシメタル場合ニ於テハ代署シタル者其ノ事由ヲ記載シテ署名捺印スヘシ

第百二十七條　特設軍法會議ニ於テ審判スヘキ事件ノ書類ニ付テハ本節ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第五節　送達

第百二十八條　送達ハ錄事送達吏ヲシテ之ヲ爲サシム但シ海軍司法警察官ノ發スル書類ノ送達ハ其ノ書類ヲ作リタル者之ヲ爲サシム

送達吏ハ海軍司法警察吏ヲ以テ之ニ充ツ

第百二十九條　送達ハ郵便ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ郵便配達人ヲ以テ送達吏ト爲ス

第百三十條　送達ハ之ヲ施行スヘキ地ヲ管轄スル區裁判所ノ書記又ハ之ニ相當スル官署ニ囑託シテ之ヲ爲スコトヲ得

第百三十一條　軍艦、兵營其ノ他軍事用ノ廳舍又ハ艦船ノ內ニ在ル者ニ對スル送達ハ廳舍若ハ艦船ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ囑託シテ之ヲ爲ス

第一條又ハ陸軍軍法會議法第一條ニ記載シタル者ニシテ前項ニ記載シタル以外ノ場合ニ在ル者ニ對スル送達ハ其ノ所屬ノ長若ハ監督者又ハ之ニ代ルヘキ者ニ囑託シテ之ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル送達ハ書類ヲ本人ニ交付シタル旨ノ證書ヲ以テ之ヲ證ス

第百三十二條　第一條及陸軍軍法會議法第一條ニ記載シタル以外ノ者被告人、代理人、辯護人又ハ輔佐人ト爲リタルトキハ書類ノ送達ヲ受クル爲書面ヲ以テ其ノ住居又ハ事務所ヲ軍法會議ニ屆出ツヘシ軍法會議所在地ニ住居及事務所ヲ有セサルトキハ其ノ所在地ニ住居又ハ事務所ヲ有スル者ヲ送達受取人ニ選任シ其ノ旨及送達受取人ノ住居又ハ事務所ヲ其ノ者ト共ニ書面ヲ以テ屆出ツヘシ

前項ノ規定ハ在監者ニ付之ヲ適用セス

送達受取人ハ送達ヲ受クヘキ本人ト看做シ送達受取人ノ住居又ハ事務所ハ本人ノ住居又ハ事務所ト看做ス

第百三十三條　前條第一項ノ規定ニ依ル屆出ヲ爲スヘキ者其ノ屆出ヲ爲ササルトキハ交付スヘキ書類ヲ郵便ニ付シテ送達ヲ爲スコトヲ得

前項ノ送達ハ書類ヲ郵便ニ付シタル時ヲ以テ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第百三十四條　檢察官ニ對スル送達ハ書類ヲ其ノ所屬官署ニ送付シテ之ヲ爲ス

第百三十五條　被告人ノ現在地知レサルトキハ公示送達ヲ爲スコトヲ得

被告人、裁判權ノ及ハサル場所ニ在ル爲他ノ方法ヲ以テ送達ヲ爲スコト能ハサルトキ亦前項ニ同シ

第百三十六條　公示送達ハ軍法會議ノ指揮アリタルトキニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

公示送達ハ交付スヘキ書類又ハ其ノ抄本ヲ軍法會議ノ揭示場ニ公示シテ之ヲ爲ス

公判ニ於ケル第一回ノ召喚狀ノ公示送達ハ召喚狀ヲ軍法會議ノ揭示場ニ公示シ且其ノ謄本ヲ官報又ハ新聞紙ニ揭載シテ之ヲ爲ス

前項ノ公示送達ハ最後ニ官報又ハ新聞紙ニ揭載シタル時ヨリ三十日其ノ他ノ公示送達ハ揭示場ニ公示シタル時ヨリ七日ノ期間ヲ經過スルニ因リテ其ノ效力ヲ生ス

第百三十七條　送達ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外民事訴訟法ヲ準用ス

第六節　期間

第百三十八條　期間ヲ計算スルニ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ之ヲ起算シ日、月又ハ年ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス但シ時效期間ノ初日ハ時間ヲ論セス一日トシテ之ヲ計算ス月及年ハ曆ニ從ヒテ之ヲ計算ス

期間ノ末日日曜日、一月一日二日四日、十二月二十九日三十日三十一日、一般ノ休日トシテ指定セラレタル大祭日若ハ祝日又ハ海軍一般ノ休日ニ當ルトキハ之ヲ期間ニ算入セス但シ時效期間ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第百三十九條　法定ノ期間ハ訴訟行爲ヲ爲スヘキ者ノ住居地ト軍法會議所在地トノ距離ニ從ヒ海陸路二十里每ニ一日ヲ加フ二十里ニ滿タサルモ五里以上ナルトキ亦同シ但シ海路ハ二海里ヲ一里トシテ之ヲ計算ス

外國又ハ交通不便ノ地ニ在ル者ノ爲ニハ特ニ期間ヲ定ムルコトヲ得

第六節　被告人ノ召喚、勾引及勾留

第百四十條　軍法會議公訴ヲ受ケタルトキハ被告人ヲ召喚スヘシ

第百四十一條　被告人ノ召喚ハ召喚狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

被告人期日ニ出頭スヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ差出シ又ハ出廷シタル被告人ニ對シ口頭ヲ以テ次回ノ出頭ヲ命シタルトキハ召喚狀ヲ送達シタルト同一ノ效力ヲ有ス口頭ヲ以テ出頭ヲ命シタル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ調書ニ記載スヘシ

軍艦、兵營其ノ他軍事用ノ廳舍又ハ艦船ノ內ニ在ル被告人ノ召喚ハ廳舍若ハ艦船ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ通知シテ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被告人廳舍若ハ艦船ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ヨリ通知ヲ受ケタル時ヲ以テ召喚狀ノ送達アリタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ軍法會議ニ近接スル監獄ニ在ル被告人ヲ召喚スル場合ニ之ヲ準用セス

第百四十二條　召喚ヲ受ケタル被告人期日ニ出頭セサルトキハ更ニ之ヲ召喚シ又ハ之ヲ勾引スルコトヲ得

第百四十三條　左ノ場合ニ於テハ直ニ被告人ヲ勾引スルコトヲ得

一　軍紀ヲ保持スル爲必要アルトキ

二　被告人逃走シタルトキ又ハ逃走スル虞アルトキ

三　被告人罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ

四　被告人定リタル住居ヲ有セサルトキ

第百四十四條　被告人ノ勾引ハ勾引狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

第百四十五條　勾引シタル被告人ハ軍法會議ニ引致シタル時ヨリ四十八時間內ニ之ヲ訊問スヘシ其ノ時間內ニ勾留狀ヲ發セサルトキハ被告人ヲ釋放スヘシ

第百四十六條　第百四十三條ニ記載シタル事由アルトキハ被告人ヲ勾留スルコトヲ得但シ被告人監獄ニ在ルトキハ其ノ事由ナシト雖之ヲ勾留スルコトヲ得

前項ノ規定ハ五百圓ヲ超過セサル罰金、拘留又ハ科料ニ該ルヘキ事件ニ付テハ第百四十三條第四號ノ場合ヲ除クノ外之ヲ適用セス

被告人ノ勾留ハ訊問シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ第百四十三條第一號ノ場合及被告人逃走シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第百四十七條　被告人ノ勾留ハ勾留狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

第百四十八條　裁判長ハ急速ヲ要スル場合ニ於テハ第百四十條乃至前條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シ又ハ受命裁判官ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第百四十九條　裁判長ハ被告人現在地ノ豫審官、檢察官、海軍司法警察官、豫審判事、區裁判所判事、檢事、司法警察官又ハ法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署ニ被告人ノ勾留ヲ囑託スルコトヲ得

受託官署ハ更ニ受託ノ權限アル官署ニ轉囑スルコトヲ得但シ海軍司法警察官及司法警察官ハ此ノ限ニ在ラス

受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ受託ノ權限アル官署ニ囑託ヲ移送スルコトヲ得但シ海軍司法警察官及司法警察官ハ此ノ限ニ在ラス

囑託又ハ移送ヲ受ケタル官署ハ勾引狀ヲ發スヘシ

第百五十條　被告人ノ現在地ヲ覺知スルコト能ハサルトキハ裁判長ハ檢事長又ハ之ニ相當スル官署ニ被告人ノ人相書ヲ送付シ其ノ搜査及勾引ヲ囑託スルコトヲ得

囑託ヲ受ケタル官署ハ其ノ管轄區域內ノ檢事又ハ相當官署ヲシテ勾引狀ヲ發シ搜査及勾引ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第百五十一條　前二條ノ場合ニ於テ囑託ニ因リ勾引狀ヲ發シタル官署ハ被告人ヲ引致シタル時ヨリ四十八時間內ニ其ノ人違ナキヤ否ヲ取調フヘシ

被告人人違ニ非サルトキハ速ニ之ヲ指定セラレタル軍法會議ニ送致スヘシ此ノ場合ニ於テハ第百四十五條ノ期間ハ被告人ノ送致ヲ受ケタル時ヨリ之ヲ起算ス

第百五十二條　召喚狀、勾引狀又ハ勾留狀ニハ被告事件並被告人ノ氏名及住居ヲ記載シ裁判長又ハ受命裁判官之ニ記名捺印スヘシ

勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スル場合ニ於テ被告人ノ住居分明ナラサルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要セス其ノ氏名分明ナラサルトキハ容貌、體格其ノ他ノ徵表ヲ以テ被告人ヲ指示スヘシ

召喚狀ニハ被告人ノ出頭スヘキ年月日時及場所並召喚ニ應セサルトキハ勾引狀ヲ發スルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘシ

勾留狀ニハ被告人ヲ勾留スヘキ監獄ヲ指定スヘシ

第百四十八條ノ規定ニ依リ召喚狀勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第百五十三條　前條第一項及第二項ノ規定ハ第百四十九條第四項ノ規定ニ依リ豫審官檢察官又ハ海軍司法警察官ノ發スル勾引狀ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ勾引狀ニ囑託ヲ爲シタル裁判長ノ氏名及其ノ囑託ニ因リ之ヲ發スル旨ヲ記載スヘシ

第百五十四條　召喚狀ハ之ヲ送達ス

第百五十五條　勾引狀又ハ勾留狀ハ檢察官ノ指揮ニ依リ海軍司法警察官吏之ヲ執行ス但シ急速ヲ要スル場合ニ於テハ裁判長受命裁判官又ハ豫審官其ノ執行ヲ指揮スルコトヲ得

監獄ニ在ル被告人ニ對シテ發シタル勾留狀ハ監獄官吏之ヲ執行ス

勾引狀又ハ勾留狀ハ必要アルトキハ海軍ノ下士官若ハ兵又ハ司法警察官吏ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

第百五十六條　勾引狀ハ數通ヲ作リ之ヲ海軍司法警察官吏海軍ノ下士官若ハ兵又ハ司法警察官吏數人ニ交付スルコトヲ得

第百五十七條　海軍司法警察官吏又ハ司法警察官吏ハ必要アルトキハ管轄地外ニ於テ勾引狀ノ執行ヲ爲シ又ハ其ノ地ノ海軍司法警察官若ハ司法警察官ニ其ノ執行ヲ求ムルコトヲ得

第百五十八條　勾引狀ヲ執行スルニハ之ヲ被告人ニ示シテ指定セラレタル軍法會議ニ引致スヘシ第百四十九條第四項及第百五十條第二項ノ場合ニ於テハ勾引狀ヲ發シタル官署ニ引致スヘシ

勾留狀ヲ執行スルニハ之ヲ被告人ニ示シテ指定セラレタル監獄ニ引致スヘシ

第百五十九條　軍艦、兵營其ノ他軍事用ノ廳舍又ハ艦船ノ內ニ在ル者ニ對シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ廳舍若ハ艦船ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ勾引狀又ハ勾留狀ヲ示シテ引渡ヲ求ムヘシ

軍事用ノ廳舍及艦船ノ外ニ在リテ現ニ陸海軍ノ

勤務ニ從事スル者ニ對シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ其ノ所屬ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ勾引狀又ハ勾留狀ヲ示シテ引渡ヲ求ムヘシ

第百六十條　軍法會議ハ必要アルトキハ決定ヲ以テ指定ノ場所ニ被告人ノ出頭又ハ同行ヲ命スルコトヲ得

被告人正當ノ事由ナクシテ之ヲ肯セサルトキハ其ノ場所ニ勾引スルコトヲ得

第百六十一條　勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ヲ護送スル場合ニ於テ必要アルトキハ假ニ最寄ノ監獄ニ之ヲ留置スルコトヲ得

第百六十二條　勾引狀ノ執行ヲ受ケタル被告人ヲ引致シタル場合ニ於テ必要アルトキハ之ヲ監獄ニ留置スルコトヲ得

第百六十三條　勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行シタルトキハ之ニ執行ノ場所及年月日時ヲ記載シ之ヲ執行スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ記載シ記名捺印スヘシ

勾引狀又ハ勾留狀ノ執行ニ關スル書類ハ之ヲ檢察官又ハ執行ヲ指揮シタル官署ニ差出スヘシ

勾引狀ノ執行ニ關スル書類ヲ受取リタル檢察官其ノ他ノ官署ハ被告人ノ引致セラレタル年月日時ヲ勾引狀ニ記載スヘシ

第百六十四條　檢察官ハ勾留セラレタル被告人ヲ他ノ監獄ニ移スコトヲ得

第百六十五條　勾留セラレタル被告人ハ法令ノ範圍內ニ於テ他人ト接見シ又ハ書類若ハ物ノ授受ヲ爲スコトヲ得勾引狀ニ因リ監獄ニ留置セラレタル被告人亦同シ

第百六十六條　軍法會議ハ罪證ヲ湮滅シ逃走シ又ハ軍事上ノ機密ヲ漏泄スル虞アルトキハ勾留セラレタル被告人ト他人トノ接見ヲ禁シ又ハ他人ト授受スヘキ書類若ハ物ヲ査閱シ又ハ其ノ授受ヲ禁シ若ハ之ヲ差押フルコトヲ得

軍法會議書類又ハ物ノ査閱ヲ爲スコト能ハサルトキハ檢察官之ヲ爲スコトヲ得

第百六十七條　勾留ノ原由消滅シタルトキハ軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ勾留ヲ取消スヘシ

第百六十八條　勾留セラレタル被告人第一條第一項第一號、第四號及陸軍軍法會議法第一條第一項第一號第四號ニ記載シタル以外ノ者ナルトキハ被告人又ハ其ノ法定代理人、保佐人若ハ夫ハ保釋ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第百六十九條　保釋ノ請求アリタルトキハ軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ保釋ヲ許ス場合ニ於テハ保證金額ヲ定ムヘシ

保釋ヲ許ス場合ニ於テハ被告人ノ住居ヲ制限スルコトヲ得

第百七十條　保釋ヲ許ス決定ハ保證金ヲ差出シタル後之ヲ執行スヘシ

檢察官ハ保釋請求者ニ非サル者ヲシテ保證金ヲ差出サシムルコトヲ得

檢察官ハ有價證券又ハ軍法會議ノ所在地ニ住居シ保證金ヲ納ムルニ十分ナル資產ヲ有スル者ノ保證書ヲ以テ保證金ニ代フルコトヲ許スコトヲ得

前項ノ保證書ニハ保證金額及何時ニテモ保證金ヲ納ムヘキ旨ヲ記載スヘシ

第百七十一條　軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ勾留セラレタル被告人ヲ責付スルコトヲ得

責付ハ被告人部隊內居住者ナルトキハ其ノ所屬部隊ノ長ニ之ヲ爲シ部隊內居住者ニ非サルトキハ親族其ノ他ノ者ニ之ヲ爲スヘシ

部隊內居住者ニ非サル者ヲ責付スルニハ親族其ノ他ノ者ヨリ何時ニテモ召喚ニ應シ被告人ヲ出頭セシムヘキ旨ノ書面ヲ差出サシムヘシ

第百七十二條　被告人部隊內居住者ニ非サルトキハ軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ住居ヲ制限シテ勾留ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第百七十三條　軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ何時ニテモ決定ヲ以テ保釋、責付又ハ勾留ノ執行停止ヲ取消スコトヲ得

保釋中被告人召喚ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セス、住居ノ制限ニ違反シ又ハ逃走シタル爲保釋ヲ取消ス場合ニ於テハ軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取スヘシ

保釋セラレタル者刑ノ言渡ヲ受ケ其ノ判決確定シタル後執行ノ爲召喚ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セス又逃走シタルトキハ軍法會議ハ檢察官ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取スヘシ

第百七十四條　勾留若ハ保釋ヲ取消シ又ハ勾留狀ノ効力消滅シタルトキハ檢察官ハ沒取ニ係ラサル保證金ヲ還付スヘシ

第百七十五條　上告提起期間內又ハ上告中ノ事件ニ付勾留ヲ取消シ保釋、責付若ハ勾留ノ執行停止ヲ爲シ又ハ之ヲ取消スヘキ場合ニ於テハ原軍法會議其ノ決定ヲ爲スヘシ

第百七十六條　豫審官ハ被告人ノ召喚、勾引及勾留ニ關シ軍法會議又ハ裁判長ト同一ノ權ヲ有ス

第百七十七條　左ノ場合ニ於テ被告事件急速ノ處分ヲ要シ軍法會議又ハ豫審官ノ勾引狀ヲ求ムルコト能ハサルトキハ檢察官又ハ海軍司法警察官ハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

一　軍紀ヲ保持スル爲必要アルトキ
二　現行犯ノ被告人其ノ場所ニ在ラサルトキ
三　現行犯ノ取調ニ因リ其ノ事件ノ共犯ヲ發見シタルトキ
四　死體ノ檢證ニ因リ其ノ事件ノ被告人ヲ發見シタルトキ
五　既決ノ囚人又ハ法令ニ依リ拘禁セラレタル被告人逃走シタルトキ
六　被告人强盜又ハ竊盜ノ罪ヲ犯シタルモノナルトキ
七　被告人定リタル住居ヲ有セサルトキ

前項ノ規定ニ依リ勾引狀ヲ發スル事ヲ得ル場合ニ於テハ檢察官ハ之ヲ他ノ檢察官、海軍司法警察官ニ囑託シ海軍司法警察官ハ之ヲ他ノ海軍司法警察官又ハ司法警察官ニ命令シ又ハ囑託スルコトヲ得

第百七十八條　檢察官、海軍司法警察官吏又ハ司法警察官吏其ノ職務ヲ行フニ當リ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ被告人其ノ場所ニ在リテ其ノ住居若ハ氏名分明ナラサルトキ又ハ第百四十三條各號ニ記載シタル事由アルトキハ左ノ處分ヲ爲スヘシ

一　檢察官、海軍司法警察官又ハ司法警察官ハ直ニ被告人ヲ逮捕シ又ハ其ノ逮捕ヲ海軍司法警察官吏又ハ司法警察官吏ニ命スヘシ
二　海軍司法警察吏又ハ司法警察吏ハ命令ヲ待タスシテ直ニ被告人ヲ逮捕スヘシ

第百七十九條　現行犯ノ被告人其ノ場所ニ在ルトキハ何人ト雖之ヲ逮捕スルコトヲ得

被告人ヲ逮捕シタルトキハ速ニ之ヲ檢察官、海軍司法警察官吏 又ハ司法警察官吏ニ 引渡スヘシ

第百八十條　海軍司法警察吏又ハ司法警察吏被告人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取リタルトキハ速ニ之ヲ檢察官、海軍司法警察官又ハ司法警察官ニ引致スヘシ

海軍司法警察吏又ハ司法警察吏被告人ヲ受取リタル場合ニ於テハ逮捕者ノ氏名、住居及逮捕ノ事由ヲ聽取ルヘシ必要アルトキハ逮捕者ニ對シ共ニ官署ニ到ルコトヲ求ムルコトヲ得

第百八十一條　司法警察官被告人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取リタルトキハ速ニ訊問シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ直ニ釋放スヘシ留置ノ必要アリト思料スルトキハ速ニ書類及證據物ト共ニ被告人ヲ檢察官又ハ海軍司法警察官ニ送致スル手續ヲ爲スヘシ

第百八十二條　海軍司法警察官被告人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取リタルトキハ速ニ訊問シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ直ニ釋放スヘシ留置ノ必要アリト思料スルトキハ遲クトモ三日內ニ書類及證據物ト共ニ被告人ヲ管轄軍法會議ノ檢察官又ハ相當官署ニ送致スル手續ヲ爲スヘシ

第百八十三條　檢察官被告人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取リタルトキハ遲クトモ二十四時間內ニ訊問シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ直ニ釋放スヘシ被告事件急速ヲ要シ軍法會議又ハ豫審官ノ勾留狀ヲ求ムル能ハサル場合ニ於テ留置ノ必要アリト思料スルトキハ勾留狀ヲ發スヘシ但シ五百圓ヲ超過セサル罰金、拘留ハ科料ニ該ルヘキ事件ニ付テハ第百七十七條第一項第七號ノ場合ヲ除クノ外勾留狀ヲ發スルコトヲ得ス

檢察官勾留狀ヲ發シタルトキハ速ニ長官ニ捜査ノ報告ヲ爲シ又ハ書類及證據物ト共ニ被告人ヲ管轄軍法會議ノ檢察官若ハ相當官署ニ送致スル手續ヲ爲スヘシ檢察官ヨリ被告人ヲ受取リタルトキハ前二項ノ規定ニ準シ處分スヘシ但シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ勾留ヲ取消スヘシ

第百八十四條　現ニ罪ヲ行ヒ又ハ現ニ罪ヲ行ヒ終

リタル際ニ發覺シタルモノヲ現行犯トス

兇器贓物其ノ他ノ物ヲ所持シ誰何セラレテ逃走シ犯人トシテ追呼セラレ又ハ身體被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料スヘキ場合ハ現行犯ノ被告人其ノ場所ニ在リタルモノト看做ス

第百八十五條　第百七十七條以下ノ場合ニ於ケル勾引又ハ勾留ニ付テハ第百五十一條乃至第百五十三條及第百五十五條乃至第百六十四條ノ規定ヲ準用ス

第八節　被告人訊問

第百八十六條　被告人ニ對シテハ先ツ其ノ人違ナキコトヲ確ムルニ足ルヘキ事項ヲ訊問スヘシ

第百八十七條　被告人ニ對シテハ被告事件ヲ告ケ其ノ事件ニ付陳述スヘキコトアリヤ否ヲ問ヒ其ノ利益トナルヘキ事實ヲ陳述スル機會ヲ與フヘシ

第百八十八條　被告人ニ對シテ訊問ヲナストキハ錄事ヲシテ立會ハシムヘシ但シ檢察官海軍司法警察官又ハ司法警察官訊問ヲナス場合ハ此ノ限ニ在ラス

第百八十九條　事實發見ノ爲必要アルトキハ被告人ト他ノ被告人又ハ證人ト對質セシムルコトヲ得

第百九十條　被告人聾ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ啞ナルトキハ書面ヲ以テ答ヘシムルコトヲ得

第九節　押收及搜索

第百九十一條　軍法會議ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外證據物又ハ沒收スヘキ物ト思料スルモノハ之ヲ差押フヘシ

軍法會議ハ差押フヘキ物ヲ指定シ所有者、所持者又ハ保管者ニ其ノ物ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第百九十二條　軍法會議ハ被告人ヨリ發シ又ハ被告人ニ對シテ發シタル郵便物又ハ電報及其ノ類信紙ニシテ通信事務ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ノ保管又ハ所持スルモノヲ差押ヘ又ハ之ヲ提出セシムルコトヲ得

前項ニ記載シタル以外ノ郵便物又ハ電報及其ノ類信紙ニシテ通信事務ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ノ保管又ハ所持スルモノハ被告事件ニ關係アリト思料スルニ足ルヘキ狀況アルモノニ限リ之ヲ差押ヘ又ハ提出セシムルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル處分ヲナシタルトキハ之ヲ發信人又ハ受信人ニ通知スヘシ但シ通知ニ因リ審理ヲ妨クル虞アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第百九十三條　軍法會議ハ被告人其ノ他ノ者ノ遺留シタル物又ハ所有者、所持者若ハ保管者ニ於テ任意ニ提出シタル物ヲ領置スルコトヲ得

第百九十四條　軍法會議ハ必要アルトキハ被告人ノ身體、物又ハ住居其ノ他ノ場所ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得被告人ニ非サル者ノ身體、物又ハ住居其ノ他ノ場所ニ付テハ押收スヘキ物ノ存在ヲ認知スルニ足ルヘキ狀況アル場合ニ限リ搜索ヲ爲スコトヲ得

第百九十五條　押收又ハ搜索ニ付テハ鎖鑰又ハ封緘ノ開披其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得押收物ニ付亦同シ

第百九十六條　軍事上祕密ヲ要スル場所ニ於テハ其長又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ押收又ハ搜索ヲ爲スコトヲ得ス

第百九十七條　公務員又ハ公務員タリシ者ノ保管又ハ所持スル物ニ付本人又ハ當該公務所ヨリ職務上ノ祕密ニ關スルモノナルコトヲ申立ツルトキハ當該監督官廳ノ承諾アルニ非サレハ押收ヲ爲スコトヲ得ス但シ當該監督官廳ハ帝國ノ安寧ヲ害スル場合ヲ除クノ外承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

國務大臣、宮內大臣、內大臣、樞密院議長、樞密院副議長、樞密顧問官、會計檢査院長、元帥、參謀總長、海軍軍令部長、教育總監若ハ軍事參議官又ハ此等ノ職ニ在リシ者其ノ保管又ハ所持スル物ニ付前項ノ申立ヲ爲ストキハ勅許ヲ得ルニ非サレハ押收ヲ爲スコトヲ得ス

第百九十八條　醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人、宗教若ハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者ハ業務上委託ヲ受ケタル爲所持スル物ニシテ他人ノ祕密ニ關スルモノニ付押收ヲ拒ムコトヲ得但シ本人承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第百九十九條　軍法會議ハ押收スヘキ物又ハ搜索スヘキ場所、身體若ハ物ヲ指定シタル命令狀ヲ發シ海軍司法警察官又ハ司法警察官ヲシテ押收又ハ搜索ヲ爲サシムルコトヲ得

命令狀ニハ押收又ハ搜索ヲ爲スヘキ事由ヲ記載シ裁判長之ニ記名捺印スヘシ

命令狀ハ處分ヲ受クル者ノ請求アルトキハ之ヲ示スヘシ

第二百條　海軍司法警察官又ハ司法警察官前條第一項ノ規定ニ依リ押收又ハ搜索ヲ爲スニ當リ其ノ被告事件ニ關スル他ノ證據物ヲ發見シタルトキハ之ヲ押收スルコトヲ得

第二百一條　海軍司法警察官又ハ司法警察官前二條ノ規定ニ依リ押收又ハ搜索ヲ爲シタルトキハ檢察官ヲ經テ之ニ關スル書類及押收物ヲ軍法會議ニ差出スヘシ

第二百二條　軍法會議押收又ハ搜索ヲ爲スニ當リ他ノ犯罪ニ關スル顯著ナル證據物ヲ發見シタルトキハ假ニ之ヲ押收シテ檢察官ニ送付スルコトヲ得

檢察官前項ノ規定ニ依リ押收シタル物ヲ留置スル必要ナシト思料スルトキハ之ヲ還付スヘシ

第二百三條　押收又ハ搜索ハ受命裁判官ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ處分ヲ爲スヘキ他ノ豫審官、豫審判事、區裁判所判事又ハ法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ轉囑スルコトヲ得

受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ受託ノ權限アル官署ニ囑託ヲ移送スルコトヲ得

受命裁判官又ハ受託豫審官ハ押收又ハ搜索ヲ爲スニ付軍法會議ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得但シ第百九十二條第三項ノ通知ハ軍法會議之ヲ爲スヘシ

第二百四條　日出前、日沒後ニハ住居主若ハ保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ押收又ハ搜索ノ爲人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅建造物若ハ艦船ニ入ルコトヲ得ス但シ猶豫スヘカラサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

日沒前押收又ハ搜索ニ著手シタルトキハ日沒後ト雖其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ得

第二百五條　左ノ場所ニ於テハ前條第一項ニ規定スル制限ニ依ルコトヲ要セス

一　賭博、富籤又ハ風俗ヲ害スル行爲ニ常用セラルルモノト認ムヘキ場所

二　旅店、飲食店其ノ他夜間ト雖公衆ノ出入スルコトヲ得ヘキ場所但シ公開シタル時間內ニ限ル

第二百六條　官署、公署又ハ軍艦、兵營其ノ他官ノ事用ノ廳舍若ハ艦船ノ內ニ於テ押收又ハ搜索ヲ爲ストキハ其ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ通知シテ其ノ處分ニ立會ハシムヘシ

前項ノ場合ヲ除クノ外人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ內ニ於テ押收又ハ搜索ヲ爲ストキハ住居主若ハ保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ヲシテ其ノ處分ニ立會ハシムヘシ此等ノ者ヲシテ立會ハシムルコト能ハサルトキハ隣人又ハ市町村吏員ヲシテ立會ハシムヘシ

第二百七條　檢察官、被告人又ハ辯護人ハ押收又ハ搜索ノ處分ニ立會フコトヲ得但シ拘禁セラレタル被告人ハ此ノ限ニ在ラス

押收又ハ搜索ノ處分ヲ爲スニ付必要アルトキハ被告人ヲシテ其ノ處分ニ立會ハシムルコトヲ得

第二百八條　押收又ハ搜索ヲ爲スヘキ日時及場所ハ豫メ前條ノ規定ニ依リ其ノ處分ニ立會フコトヲ得ヘキ者ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ノ處分ヲ要スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二百九條　押收又ハ搜索ヲ爲スニ付必要アルトキハ海軍司法警察官吏又ハ司法警察官吏ヲシテ補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百十條　押收又ハ搜索ノ處分中ハ何人ニ限ラス許可ヲ得スシテ其ノ場所ニ出入スルコトヲ禁止スルコトヲ得

前項ノ禁止ニ從ハサル者ハ之ヲ退去セシメ又ハ處分ヲ終ル迄之ヲ留置スルコトヲ得

第二百十一條　押收又ハ搜索ノ處分ヲ中止スル場合ニ於テ必要アルトキハ其ノ場所ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クヘシ

第二百十二條　押收ヲ爲シタル場合ニ於テ所有者所持者若ハ保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ請求アリタルトキハ品目ヲ記載シタル調書又ハ目錄ノ謄本又ハ抄本ヲ之ニ交付スヘシ

第二百十三條　押收物ニ付テハ喪失又ハ毀損ヲ防ク爲相當ノ處置ヲ爲スヘシ

運搬又ハ保管ニ不便ナル押收物ニ付テハ看守者ヲ置キ又ハ所有者其他ノ者ヲシテ之ヲ保管セシムルコトヲ得

危害ヲ生スル虞アル押收物ハ之ヲ廢棄スルコト

ヲ得

第二百十四條　沒收スルコトヲ得ヘキ押收物ニシテ滅失若ハ毀損ノ虞アルモノ又ハ保管ニ不便ナルモノハ之ヲ公賣シテ其ノ代價ヲ保管スルコトヲ得

第二百十五條　押收物ニシテ留置ノ必要ナキモノハ被告事件ノ終結ヲ待タス檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ還付スヘシ

押收物ハ所有者、所持者、保管者又ハ差出人ノ請求ニ因リ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ假ニ之ヲ還付スルコトヲ得

第二百十六條　押收シタル贓物ニシテ留置ノ必要ナキモノハ被害者ニ還付スヘキ理由明瞭ナルトキニ限リ被告事件ノ終結ヲ待タス檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ被害者ニ還付スヘシ

前項ノ規定ハ民事訴訟ノ手續ニ從ヒ利害關係人ヨリ其ノ權利ヲ主張スルコトヲ妨ケス

第二百十七條　押收又ハ搜索ヲ爲ストキハ錄事ヲシテ立會ハシムヘシ

第二百十八條　豫審官ハ押收及搜索ニ關シ軍法會議ト同一ノ權ヲ有ス

第二百十九條　檢察官ハ第百七十七條、第百七十八條又ハ第百八十三條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ押收若ハ搜索ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ檢察官、海軍司法警察官若ハ司法警察官ニ囑託スルコトヲ得

海軍司法警察官ハ第百七十七條、第百七十八條又ハ第百八十二條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ押收若ハ搜索ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ海軍司法警察官若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

司法警察官ハ第百七十八條又ハ第百八十一條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ押收若ハ搜索ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

海軍司法警察官又ハ司法警察官押收ヲ爲シタル場合ニ於テ留置ノ必要アリト思料スルトキハ速ニ押收物ヲ檢察官ニ送付スヘシ但シ第二百十三條第二項又ハ第三項ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢察官ニ通知スヘシ

第二百二十條　人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ現行犯アル場合ニ於テ急速ノ處分ヲ要スルトキハ檢察官、海軍司法警察官又ハ司法警察官ハ何時ニテモ其ノ場所ニ入リ押收又ハ搜索ヲ爲スコトヲ得

第二百二十一條　人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅建造物若ハ艦船ノ内ニ現行犯アル場合ニ於テ被告人ヲ逮捕スルニ付急速ノ處分ヲ要スルトキハ檢察官、海軍司法警察吏又ハ司法警察吏ハ何時ニテモ其ノ場所ニ入リ之ヲ搜索スルコトヲ得此場合ニ於テハ第二百六條第二項ノ規定ニ依ルコトヲ要セス

檢察官、海軍司法警察吏又ハ司法警察官吏現行犯ノ被告人ヲ逮捕スル爲追行シタル場合ニ於テ被告人人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ逃入リタルトキハ亦前項ニ同シ

第二百二十二條　勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スル場合ニ於テ必要アルトキハ人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ入リ搜索ヲ爲スコトヲ得但シ第百七十七條第一項第一號又ハ第三號乃至第六號ノ規定ニ依リ發シタル勾引狀ヲ執行スル場合ニ於テハ前條ノ例ニ依ル

第二百二十三條　檢察官、海軍司法警察官又ハ司法警察官ノ爲ス押收及搜索ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外第百九十一條乃至第百九十八條、第二百二條、第二百四條乃至第二百六條及第二百十條乃至第二百十六條ノ規定ヲ準用ス

海軍司法警察吏、下士官若ハ兵又ハ司法警察吏ノ爲ス搜索ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外第百九十五條、第百九十六條、第二百四條乃至第二百六條及第二百十條ノ規定ヲ準用ス

第十節　檢證

第二百二十四條　軍法會議ハ事實發見ノ爲必要アルトキハ檢證ヲ爲スヘシ

第二百二十五條　檢證ニ付テハ身體ヲ檢査シ死體ヲ解剖シ墳墓ヲ發掘シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

被告人ニ非サル者ノ身體ノ檢査ハ一定ノ證跡ノ存否ヲ確認スルニ必要ナル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第二百二十六條　日出前、日沒後ニハ住居主若ハ保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ檢證ノ爲人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ニ入ルコトヲ得ス但シ猶豫スヘカラサル場合又ハ日出後ニ於テハ檢證ノ目的ヲ達スルコト能ハサル虞アル場合ハ此限ニ在ラス

日沒前檢證ニ著手シタルトキハ日沒後ト雖其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ得

第二百五條ニ記載シタル場所ニ付テハ第一項ニ規定スル制限ニ依ルコトヲ要セス

第二百二十七條　檢證ニ付テハ第百九十六條、第二百三條、第二百六條乃至第二百十一條及第二百十七條ノ規定ヲ準用ス

第二百二十八條　豫審官ハ檢證ニ關シ軍法會議ト同一ノ權ヲ有ス

第二百二十九條　檢察官ハ第百七十七條、第百七十八條又ハ第百八十三條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ檢證ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ檢察官、海軍司法警察官若ハ司法警察官ニ囑託スルコトヲ得

海軍司法警察官ハ第百七十七條、第百七十八條又ハ第百八十二條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ檢證ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ海軍司法警察官若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

司法警察官ハ第百七十八條又ハ第百八十一條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ檢證ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

第二百三十條　人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ現行犯アル場合ニ於テ急速ノ處分ヲ要スルトキハ檢察官、海軍司法警察官又ハ司法警察官ハ何時ニテモ其ノ場所ニ入リ檢證ヲ爲スコトヲ得

第二百三十一條　變死人又ハ變死人ト思料スヘキ者第一條ニ記載シタル者ナルトキハ部隊内ニ於テハ部隊ノ長又ハ分隊長其ノ他ノ場所ニ於テハ檢察官又ハ海軍司法警察官檢視ヲ爲スヘシ

變死人又ハ變死人ト思料スヘキ者第一條ニ記載シタル以外ノ者ナルトキト雖部隊内ニ於テ死體ヲ發見シタル場合ニ於テハ部隊ノ長又ハ分隊長檢視ヲ爲スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ部隊ノ長ハ檢察官又ハ海軍司法警察官ニ檢視ヲ囑託スルコトヲ得

檢視ニ因リ犯罪アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ急速ノ處分ヲ要スルトキハ引續キ檢證ヲ爲スコトヲ得

第一項乃至第三項ノ規定ハ他ノ法令ニ依ル檢視ヲ妨ケス

第二百三十二條　檢察官又ハ海軍司法警察官ハ前條ノ處分ヲ司法警察官ニ囑託スルコトヲ得

第二百三十三條　檢察官、海軍司法警察官又ハ司法警察官ノ爲ス檢證ニ付テハ第百九十六條、第二百六條、第二百十條、第二百十一條、第二百二十五條及第二百二十六條ノ規定ヲ準用ス

第十一節　證人訊問

第二百三十四條　軍法會議ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外何人ト雖證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得

第二百三十五條　公務員又ハ公務員タリシ者ノ知得タル事實ニ付本人又ハ當該公務所ヨリ職務上ノ祕密ニ關スルモノナルコトヲ申立ツルトキハ當該監督官廳ノ承諾アルニ非サレハ證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得ス但シ當該監督官廳ハ帝國ノ安寧ヲ害スル場合ヲ除クノ外承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

國務大臣、宮内大臣、内大臣、樞密院議長、樞密院副議長、樞密顧問官、會計檢査院長、元帥、參謀總長、海軍軍令部長、教育總監若ハ軍事參議官又ハ此等ノ職ニ在リシ者前項ノ申立ヲ爲ストキハ勅許ヲ得ルニ非サレハ證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得ス

第二百三十六條　左ニ記載シタル者ハ證言ヲ拒ムコトヲ得

一　被告人ノ配偶者、四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族又ハ被告人ト此等ノ親族關係アリタル者

二　被告人ノ後見人、後見監督人又ハ保佐人

三　被告人ヲ後見人、後見監督人又ハ保佐人ト爲ス者

共同被告人ノ一人又ハ數人ニ對シ前項ノ關係アル者ト雖他ノ共同被告人ノミニ關スル事項ニ付テハ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百三十七條　醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辯護人、公證人、宗教若ハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者ハ業務上委託ヲ受ケタル爲知得タル事實ニシテ他人

ノ祕密ニ關スルモノニ付證言ヲ拒ムコトヲ得但シ本人承諾シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二百三十八條　證言ヲ爲スニ因リ自己又ハ自己ト第二百三十六條第一項ニ規定スル關係アル者刑事上ノ訴追ヲ受クル虞アルトキハ證言ヲ拒ムコトヲ得

現ニ供述ヲ爲スヘキ事件ノ被告人ト共犯ノ關係アリトシテ起訴セラレ未タ確定判決ヲ經サルトキ亦前項ニ同シ

第二百三十九條　證言ヲ拒ム者ハ之ヲ拒ム事由ヲ疏明スヘシ但シ前條ノ場合ニ於テハ其ノ事由ノ相違ナキ旨ノ宣誓ヲ以テ疏明ニ代フルコトヲ得

證言ヲ拒ム者之ヲ拒ム事由ヲ疏明スルコト能ハサルトキ又ハ宣誓ヲ爲ササルトキハ決定ヲ以テ其ノ申立ヲ却下スヘシ

第二百四十條　第百四十一條及第百五十四條ノ規定ハ證人ノ召喚ニ之ヲ準用ス

第二百四十一條　召喚ヲ受ケタル證人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ五十圓以下ノ過料ニ處シ且不參ニ因リ生シタル費用ノ賠償ヲ命スルコトヲ得

第二百四十二條　前條ノ言渡ヲ受ケタル者裁判書ノ送達アリタル日ヨリ三日內ニ正當ノ事由アリテ出頭スルコト能ハサリシコトヲ證明シタルトキハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ其ノ言渡ヲ取消スヘシ

天災其ノ他避クヘカラサル事故ノ爲期間內ニ前項ノ證明ヲ爲スコト能ハサリシ者事故ノ止ミタル日ヨリ三日內ニ其ノ證明ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同シ

第二百四十三條　召喚ニ應セサル證人ニ對シテハ更ニ召喚狀ヲ發シ又ハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

第二百四十四條　證人ノ召喚狀又ハ勾引狀ニハ證人ノ氏名及住居、被告人ノ氏名並被告事件ヲ記載シ裁判長之ニ記名捺印スヘシ

召喚狀ニハ出頭スヘキ年月日時及場所並召喚ニ應セサルトキハ過料ニ處シ且勾引狀ヲ發スルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘシ

召喚狀ノ送達ト出頭トノ間ニハ少クトモ二十四時間ノ猶豫ヲ存スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス證人第一條ニ記載シタル者ナルトキハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二百四十五條　證人ノ勾引ニ付テハ第百五十五條乃至第百五十九條及第百六十三條ノ規定ヲ準用ス

第二百四十六條　證人ニ對シテハ先ツ其ノ人違ナキカ否及第二百三十六條第一項ニ記載シタル者ナリヤ否ヲ取調フヘシ

第二百三十六條第一項ニ記載シタル者ニハ證言ヲ拒ムコトヲ得ル旨ヲ告クヘシ

第二百四十七條　證人ニハ宣誓ヲ爲サシムヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二百四十八條　宣誓ハ訊問前之ヲ爲サシムヘシ但シ宣誓ヲ爲サシムヘキ者ナリヤ否ニ付疑アルトキハ訊問後之ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百四十九條　宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ爲スヘシ

宣誓書ニハ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ默祕セス又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ

訊問後宣誓ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ默祕セス又何事ヲモ附加セサリシコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ

裁判長ハ宣誓書ヲ朗讀シ證人ヲシテ署名捺印セシムヘシ

第二百五十條　宣誓ヲ爲サシムヘキ證人ニハ宣誓前僞證ノ罰ヲ告クヘシ

第二百五十一條　同一ノ被告事件ニ付數名ノ證人出頭シタル場合ニ於テハ其ノ宣誓ハ同時ニ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百五十二條　左ニ記載シタル者ニハ宣誓ヲ爲サシメスシテ之ヲ訊問スヘシ

一　十五歲未滿ノ者
二　宣誓ノ本旨ヲ解スルコト能ハサル者
三　現ニ供述ヲ爲スヘキ事件ノ被告人ト共犯ノ關係アル者又ハ其ノ嫌疑アル者
四　第二百三十六條第一項ニ記載シタル者ニシテ證言ヲ拒マサル者
五　第二百三十八條ノ場合ニ於テ證言ヲ拒マサル者
六　被告人ノ雇人又ハ同居人

前項第三號ノ規定ノ適用ニ付テハ犯人藏匿ノ罪、證憑湮滅ノ罪、僞證ノ罪、虛僞ノ鑑定通譯ノ罪及賍物ニ關スル罪ノ犯人ハ其ノ本犯ノ共犯ト看做ス

第一項ニ記載シタル者宣誓ヲ爲シタルトキト雖其ノ供述ハ證言タルノ効力ヲ妨ケラルルコトナシ

第二百五十三條　證人ノ供述カ其ノ證人若ハ之ト第二百三十六條第一項ニ規定スル關係アル者ノ恥辱ニ歸シ又ハ其ノ財產上ニ重大ナル損害ヲ生スル虞アルトキハ宣誓ヲ爲サシメスシテ訊問スルコトヲ得

第二百五十四條　證人ノ訊問ハ後ニ訊問スヘキ證人ノ在ラサル場所ニ於テ各別ニ之ヲ爲スヘシ

第二百五十五條　事實發見ノ爲必要アルトキハ證人ト他ノ證人又ハ被告人ト對質セシムルコトヲ得

第二百五十六條　證人ニハ訊問事項ニ付連絡シタル供述ヲ爲サシムヘシ

必要アル場合ニ於テハ證人ノ供述ヲ明白ナラシメ又ハ其ノ眞否ヲ判斷スル爲適當ナル訊問ヲ爲スヘシ

第二百五十七條　證人ニハ其ノ實驗シタル事實ニ因リ推測シタル事項ヲ供述セシムルコトヲ得

前項ノ供述ハ鑑定ニ屬スル故ヲ以テ證言シタルノ効力ヲ妨ケラルルコトナシ

第二百五十八條　第百八十八條及第百九十條ノ規定ハ證人ノ訊問ニ付之ヲ準用ス

第二百五十九條　證人軍法會議構內ニ在ルトキハ召喚ヲ爲サスシテ之ヲ訊問スルコトヲ得

第二百六十條　證人ハ必要アル場合ニ於テハ軍法會議外ノ指定ノ場所ニ之ヲ召喚シ又ハ其ノ所在ニ就キ之ヲ訊問スルコトヲ得

第二百六十一條　親任官又ハ親任官ノ待遇ヲ受クル者ハ其ノ現在地ニ於テ之ヲ訊問スヘシ

帝國議會ノ議員議會ノ開期中開會地ニ滯在スルトキハ其ノ滯在地ニ於テ之ヲ訊問スヘシ

第二百六十二條　證人正當ノ理由ナクシテ宣誓又ハ證言ヲ拒ミタルトキハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ百圓以下ノ過料ニ處スヘシ第二百三十九條第一項但書ノ場合ニ於テ虛僞ノ宣誓ヲ爲シタルトキ亦同シ

第二百六十三條　軍法會議ハ必要アルトキハ決定ヲ以テ指定ノ場所ニ證人ノ同行ヲ命スルコトヲ得證人正當ノ事由ナクシテ同行ヲ肯セサルトキハ之ヲ勾引スルコトヲ得

第二百六十四條　軍法會議外ニ於テ證人ノ訊問ヲ爲ス場合ニ於テハ受命裁判官ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ證人現在地ノ豫審官、豫審判事、區裁判所判事若ハ法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ轉囑スルコトヲ得

受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ受託ノ權限アル官署ニ囑託ヲ移送スルコトヲ得

受命裁判官又ハ受託豫審官ハ證人訊問ニ付軍法會議又ハ裁判長ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得但シ第二百四十一條及第二百六十二條ノ決定ハ軍法會議亦之ヲ爲スコトヲ得

第二百六十五條　豫審官ハ證人訊問ニ關シ軍法會議又ハ裁判長ト同一ノ權ヲ有ス

第二百六十六條　檢察官ハ第百七十七條、第百七十八條又ハ第百八十三條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ第二百三十四條乃至第二百六十四條ノ規定ニ準シ證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ檢察官、海軍司法、警察官若ハ司法警察官ニ囑託スルコトヲ得

海軍司法警察官ハ第百七十七條、第百七十八條又ハ第百八十二條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ第二百三十四條乃至第二百六十四條ノ規定ニ準シ證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ海軍司法警察官若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

司法警察官ハ第百七十七條又ハ第百八十一條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ第二百三十四條乃至第二百六十四條ノ規定ニ準シ證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

第二百六十七條　檢察官證人ヲ訊問スル場合ニ於テハ宣誓ヲ爲サシメサルコトヲ得

海軍司法警察官又ハ司法警察官ハ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第二百六十八條　檢察官、海軍司法警察官又ハ司法警察官ハ證人ニ對シ過料又ハ賠償ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス

第二百六十九條　證人ハ旅費、日當及止宿料ヲ請求スルコトヲ得但シ正當ノ事由ナクシテ宣誓又ハ證言ヲ拒ミタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十二節　鑑定

第二百七十條　軍法會議ハ學識經驗アル者ニ鑑定ヲ命スルコトヲ得

第二百七十一條　鑑定人ニハ鑑定ヲ爲ス前宣誓ヲ爲サシムヘシ

宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ爲スヘシ

宣誓書ニハ誠實ニ鑑定ヲ爲スコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ

第二百七十二條　鑑定ノ經過及結果ハ鑑定人ヲシテ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ報告セシムヘシ

鑑定人數人アルトキハ共同シテ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

書面ヲ以テ報告ヲ爲サシメタル場合ニ於テ必要アルトキハ口頭ヲ以テ其ノ說明ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百七十三條　軍法會議ハ必要アル場合ニ於テハ鑑定人ヲシテ軍法會議外ニ於テ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ鑑定ニ關スル物ヲ鑑定人ニ交付スルコトヲ得

被告人ノ心神又ハ身體ニ關スル鑑定ヲ爲サシムルニ付必要アルトキハ軍法會議ハ期間ヲ定メ病院其ノ他相當ノ場所ニ被告人ヲ留置スルコトヲ得

第二百七十四條　鑑定人ハ鑑定ニ付必要アル場合ニ於テハ軍法會議ノ許可ヲ得テ身體ヲ檢査シ、死體ヲ解剖シ又ハ物ヲ毀壞スルコトヲ得

第二百七十五條　鑑定人ハ鑑定ニ付必要アル場合ニ於テハ軍法會議ノ許可ヲ得テ書類若ハ證據物ヲ閲覽シ若ハ謄寫シ又ハ被告人若ハ證人ノ訊問ニ立會フコトヲ得

鑑定人ハ被告人若ハ證人ノ訊問ヲ求メ又ハ許可ヲ得テ此等ノ者ニ對シ直接ニ問ヲ發スルコトヲ得

第二百七十六條　軍法會議ハ受命裁判官ヲシテ鑑定ニ付必要ナル處分ヲ爲サシムルコトヲ得但シ第二百七十三條第三項ノ規定ニ依ル處分ハ此ノ限リニ在ラス

第二百七十七條　軍法會議ハ鑑定ヲ十分ナラスト思料スルトキハ鑑定人ヲ增加シ又ハ他ノ鑑定人ニ命シテ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百七十八條　檢査官及辯護人ハ鑑定ニ立會フコトヲ得

第二百七十九條　鑑定ニ付テハ勾引ニ關スル規定ヲ除クノ外第十一節ノ規定ヲ準用ス

第二百八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

檢察官、海軍司法警察官又ハ司法警察官ハ第二百七十三條第三項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スコトヲ得ス

第二百八十條　鑑定人ハ旅費、日當及止宿料ノ外鑑定料及立替金ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得

第二百八十一條　軍法會議ハ官署公署ニ鑑定ヲ囑託スルコトヲ得

前九條ノ規定ハ前ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ第二百七十二條第三項ノ規定ニ依ル說明ハ官署公署ノ指定シタル者ヲシテ之ヲ爲サシムヘシ

第二百八十二條　特別ノ智識ニ因リ知得タル過去ノ事實ニ付其ノ事實ヲ知リタル者ヲ訊問スル場合ニハ本節ノ規定ニ依ラス第十一節ノ規定ヲ適用ス

第十三節　通譯

第二百八十三條　國語ニ通セサル者ヲシテ陳述ヲ爲サシムル場合ニ於テハ通事ヲシテ通譯ヲ爲サシムヘシ

第二百八十四條　聾者又ハ啞者ヲシテ陳述ヲ爲サシムル場合ニ於テハ通事ヲシテ通譯ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百八十五條　國語ニ非サル文字又ハ符號ハ之ヲ飜譯セシムルコトヲ得

第二百八十六條　軍法會議ハ官署公署ニ飜譯ヲ囑託スルコトヲ得

第二百八十七條　通譯及飜譯ニ付テハ第十二節ノ規定ヲ準用ス

第二章　始審

第一節　搜查

第二百八十八條　犯罪ニ因リ害ヲ被リタル者ハ告訴ヲ爲スコトヲ得

被害者ノ法定代理人又ハ夫ハ獨立シテ告訴ヲ爲スコトヲ得

被害者死亡シタルトキハ其ノ家督相續人又ハ親族告訴ヲ爲スコトヲ得但シ被害者ノ明示シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ刑法第百八十三條ノ罪ニ之ヲ適用セス

第二百八十九條　前條第二項ノ場合ニ於テ被害者ノ法定代理人被告人ナルトキ、被告人ノ配偶者ナルトキ又ハ被告人ノ四親等內ノ血族若ハ三親等內ノ姻族ナルトキハ被害者ノ親族ハ獨立シテ告訴ヲ爲スコトヲ得

第二百九十條　刑法第二百三十條第二項ノ罪ニ付テハ死者ノ親族、遺族又ハ後裔告訴ヲ爲スコトヲ得

第二百九十一條　前三項ノ規定ニ依リテ告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者ナキ場合ニ於テハ管轄軍法會議ノ檢察官ハ利害關係人ノ申立ニ因リ告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者ヲ指定スルコトヲ得但シ刑法第百八十三條ノ罪ニ付テハ此限ニ在ラス

第二百九十二條　親告罪ノ告訴ハ犯人ヲ知リタル時ヨリ六月內ニ之ヲ爲スニ非サレハ其ノ效ナシ

刑法第二百二十九條但書ノ場合ニ於ケル告訴ハ婚姻ノ無效又ハ取消ノ裁判確定シタル時ヨリ六月內ニ之ヲナスニ非サレハ其ノ效ナシ

第二百九十三條　告訴ヲナスコトヲ得ヘキ者數人アル場合ニ於テ一人ノ期間ノ懈怠ハ他ノ者ニ其ノ效ヲ及ホサス

第二百九十四條　告訴ハ始審ノ判決ノ告知アル迄之ヲ取消スコトヲ得

告訴ノ取消ヲナシタル者ハ更ニ告訴ヲナスコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付テノ請求ニ之ヲ準用ス

第二百九十五條　親告罪ニ付共犯ノ一人又ハ數人ニ對シテ爲シタル告訴又ハ其ノ取消ハ他ノ共犯ニ對シ亦其ノ效ヲ生ス

前項ノ規定ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付テノ請求又ハ其ノ取消ニ之ヲ準用ス

刑法第百八十三條ノ罪ニ付相姦者ノ一人ニ對シ告訴又ハ其ノ取消アリタルトキハ他ノ一人ニ對シ亦其ノ效ヲ生ス

第二百九十六條　何人ニ限ラス犯罪アリト思料シタルトキハ告發ヲナスコトヲ得

官吏又ハ公吏其ノ職務ヲ行フニ因リ犯罪アリト思料シタルトキハ告發ヲナスヘシ

第二百九十七條　告訴又ハ告發ハ代理人ニ依リテ之ヲナスコトヲ得

第二百九十八條　告訴又ハ告發ハ書面又ハ口頭ヲ以テ檢察官、海軍司法警察官、檢事若ハ司法警察官又ハ之ニ相當スル官署ニ之ヲナスヘシ

第二百九十九條　檢察官、海軍司法警察官、檢事若ハ司法警察官又ハ相當官署口頭ノ告訴又ハ告發ヲ受ケタルトキハ調書ヲ作ルヘシ

第百八條第三項乃至第五項及第百十一條ノ規定ハ檢察官又ハ海軍司法警察官ノ作ルヘキ前項ノ調書ニ之ヲ準用ス

第三百條　檢事若ハ司法警察官又ハ相當官署告訴又ハ告發ヲ受ケタルトキハ速ニ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢察官又ハ海軍司法警察官ニ送付スヘシ

第三百一條　告訴又ハ告發ノ取消又ハ變更ニ付テハ前四條ノ規定ヲ準用ス

第三百二條　自首ニ付テハ告發ニ關スル規定ヲ準用ス

第三百三條　檢察官又ハ海軍司法警察官搜査ヲナスニ付テハ其ノ目的ヲ達スルニ必要ナル取調ヲ爲スコトヲ得但シ强制ノ處分ハ別段ノ規定アル場合ニ非サレハ之ヲナスコトヲ得ス

搜査ニ付テハ公務所ニ照會シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第三百四條　檢察官搜査ヲナスニ付强制ノ處分ヲ必要トスルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ト雖長官ノ認可ヲ受ケ押收、搜索、檢證、被告人勾留、被告人若ハ證人ノ訊問又ハ鑑定ノ處分ヲ豫審官ニ請求スルコトヲ得

請求ヲ受ケタル豫審官ノ處分ニ付テハ豫審ニ關スル規定ヲ準用ス

第三百五條　豫審官前條ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢察官ニ送付スヘシ

第三百六條　海軍司法警察官搜査ヲ爲シタルトキハ長官ニ搜査ノ報告ヲ爲シ又ハ檢察官若ハ相當官署ニ事件ヲ送致スヘシ

搜査ノ報告ヲ爲スニハ書類及證據物ト共ニ報告書ヲ檢察官ニ送付スヘシ

檢察官前項ノ規定ニ依リ報告書ノ送付ヲ受ケタ

ルトキハ意見ヲ附シ書類及證據物ト共ニ之ヲ長官ニ提出スヘシ

第三百七條　檢察官搜査ヲ爲シタルトキハ書類及證據物ニ意見書ヲ添ヘ長官ニ搜査ノ報告ヲ爲シ又ハ管轄軍法會議ノ檢察官若ハ相當官署ニ事件ヲ送致スヘシ

第三百八條　長官搜査ノ報告ヲ受ケタル場合ニ於テハ檢察官ニ對シ左ノ命令ヲ爲スヘシ

一　公訴ヲ提起スヘキモノト思料スルトキハ公訴提起ノ命令

二　豫審ニ付スルノ必要アリト思料スルトキハ豫審請求ノ命令

第三百九條　長官ハ前條ノ命令ヲ爲ササル場合ニ於テ被告事件其ノ軍法會議ノ管轄ニ屬セサルモノナルトキ又ハ軍法會議ノ裁判權ニ屬セサルモノナルトキハ檢察官ニ對シ其ノ事件ヲ管轄軍法會議ノ檢察官又ハ相當官署ニ送致スヘキ旨ノ命令ヲ爲スヘシ

檢察官被告事件ノ送致ヲ爲ス場合ニ於テ勾留セラレタル被告人ニ對シ勾留ヲ繼續スル必要ナシト思料スルトキハ之ヲ釋放スヘシ

第三百十條　長官前二條ノ命令ヲ爲ササルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢察官ニ告知スヘシ

第三百十一條　檢察官前條ノ規定ニ依ル告知ヲ受ケタルトキハ勾留シタル被告人ハ速ニ之ヲ釋放シ押收シタル物ハ速ニ之ヲ還付スヘシ但シ必要ナル場合ニ於テハ公訴ノ時効完成スルニ至ル迄之ヲ保管スルコトヲ得

第三百十二條　艦隊軍法會議ノ長官搜査ノ報告ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト思料スルトキハ被告事件ヲ東京軍法會議、鎭守府軍法會議、要港部軍法會議又ハ臨時軍法會議ノ長官ニ移送スルコトヲ得

前項ニ依リ事件ノ移送ヲ受ケタル長官ハ搜査ノ報告アリタルモノト看做シ處分スヘシ

第三百九條第二項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル移送ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第二節　豫審

第三百十三條　豫審ノ請求ハ檢察官ノ屬スル軍法會議ノ豫審官ニ之ヲ爲スヘシ

第三百十四條　同一事件ニ付數個ノ軍法會議ノ豫審官ニ豫審ノ請求アリタルトキハ高等軍法會議ハ檢察官ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ其ノ豫審官中ヨリ豫審ヲ爲スヘキ者ヲ指定スヘシ

前項ノ決定アリタルトキハ豫審官ハ書類及證據物ヲ指定セラレタル豫審官ニ送付スヘシ

第三百十五條　豫審ノ請求ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

豫審ノ請求ハ急速ヲ要スル場合ニ限リ口頭又ハ豫定ノ符號ヲ用ヰタル電報ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得口頭又ハ電報ヲ以テ豫審ノ請求ヲ爲シタルトキハ之ヲ調書ニ記載シ豫審官錄事ト共ニ署名捺印スヘシ

第三百十六條　豫審ノ請求ヲ爲スニハ犯罪ノ事實ヲ示スヘシ

被告人分明ナルトキハ之ヲ指定スヘシ

被告人ノ指定ハ氏名ヲ以テシ氏名知レサルトキハ容貌體格其ノ他ノ徵表ヲ以テスヘシ

豫審請求ノ後被告人分明ト爲リタルトキハ速ニ之ヲ指定シ豫審官ニ通知スヘシ

第三百十七條　豫審官ハ豫審中檢察官ノ指定セサル被告人ヲ發見シタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ檢察官ノ指定ヲ待タス被告人ト爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢察官ニ通知スヘシ

第三百十八條　豫審官ハ豫審中被告人ニ他ノ犯罪アルコトヲ認知シタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ檢察官ノ請求ヲ待タス豫審處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢察官ニ通知スヘシ

檢察官前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ意見ヲ附シ速ニ長官ニ報告スヘシ

第三百十九條　長官前條ノ報告ヲ受ケ豫審ノ必要アリト思料スルトキハ豫審ノ請求ヲ命スヘシ

豫審官檢察官ヨリ豫審ヲ請求セサル旨ノ通知ヲ受ケタルトキ又ハ前條ノ通知ヲ爲シタル時ヨリ四十八時間内ニ豫審ノ請求ナキトキハ其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ得ス若シ被告人ヲ勾留シタルトキハ之ヲ釋放シ押收シタル物アルトキハ之ヲ還付スヘシ

第三百二十條　公訴ヲ受ケタル被告人ニ對シテハ同一事件ニ付豫審ヲ爲スコトヲ得

第三百二十一條　豫審官ハ豫審請求ノ手續其ノ規定ニ違ヒタル爲無効ナルトキ又ハ第三百三十四條、第三百三十九條若ハ第四百二條ノ規定ニ違反シテ豫審ヲ請求シタルトキハ豫審ノ請求ヲ却下スヘシ

第三百二十二條　豫審ハ事件カ公訴ヲ提起スヘキモノナリヤ否ヲ決スルニ必要ナル事項ヲ取調フルヲ以テ限度トス

公判ニ於テ取調ヘ難シト思料スル事項ニ付亦其ノ取調ヲ爲スヘシ

第三百二十三條　豫審官ハ公務所ニ照會シ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第三百二十四條　豫審官ハ被告人ヲ訊問スヘシ

豫審官ハ被告人ノ所在ニ就キ之ヲ訊問スルコトヲ得

第三百二十五條　豫審官ハ豫審終了前被告人ニ對シ嫌疑ヲ受ケタル原由ヲ告知シ辯解ヲ爲サシムヘシ但シ被告人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三百二十六條　豫審官ハ豫審處分ノ一部ニ付其ノ軍法會議ノ豫審官ニ補助ヲ求ムル事ヲ得

第三百二十七條　檢察官及被告人ハ豫審中何時ニテモ必要ナル豫審處分ヲ豫審官ニ請求スルコトヲ得

檢察官ハ豫審中何時ニテモ書類及證據物ヲ閲覽スルコトヲ得

第三百二十八條　豫審官ハ左ニ記載シタル場合ニ於テハ檢察官ノ意見ヲ聽キ豫審手續ヲ中止スルコトヲ得

一　被告人分明ナラサルトキ

二　被告人ノ所在分明ナラサルトキ

三　被告人心神喪失ノ狀態ニ在ルトキ

第三百二十九條　豫審中ノ事件ニ付高等軍法會議ノ管轄ニ屬スルモノトシテ高等軍法會議ノ檢査官ヨリ豫審ノ請求アリタルトキハ豫審手續ヲ止ムヘシ

第三百三十條　豫審官被告事件ニ付取調ヲ終了シタリト思料シタルトキハ書類及證據物ヲ檢察官ニ送付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ檢察官事項ヲ指示シテ取調ヲ請求シタルトキハ豫審官ハ更ニ其ノ取調ヲ爲シ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢察官ニ送付スヘシ

第三百三十一條　檢察官前條ノ規定ニ依リ書類及證據物ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ニ意見書ヲ添ヘ長官ニ豫審終了報告ヲ爲スヘシ

第三百三十二條　長官前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ檢察官ニ對シ左ノ命令ヲ爲スヘシ

一　公訴ヲ提起スヘキモノト思料スルトキハ公訴提起ノ命令

二　不起訴ノ處分ヲ爲スヘキモノト思料スルトキハ不起訴處分ノ命令

三　被告事件其ノ軍法會議ノ管轄ニ屬セサルモノナルトキ又ハ軍法會議ノ裁判權ニ屬セサルモノナルトキハ事件送致ノ命令

檢察官前項第一號又ハ第二號ノ命令ニ依リ公訴提起又ハ不起訴處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ豫審官及被告人ニ通知スヘシ

第三百三十三條　第三百十二條ノ規定ハ艦隊軍法會議ノ長官第三百三十一條ノ報告ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十四條　被告人ニ對シ不起訴處分ヲ爲シタル場合ニ於テハ新ナル事實又ハ證據ヲ發見シタルトキニ非サレハ同一事件ニ付之ヲ豫審ノ被告人ト爲シ又ハ之ニ對シ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

第三百三十五條　檢察官不起訴處分ヲ爲シタルトキハ直ニ被告人ヲ釋放スヘシ

第三百三十六條　檢察官不起訴處分ヲ爲シタルトキハ直ニ押收物ヲ還付スヘシ但シ必要アル場合ニ於テハ公訴ノ時効完成スルニ至ル迄之ヲ還付セサルコトヲ得

押收シタル贓物ニシテ被害者ニ還付スヘキ理由明瞭ナルモノハ之ヲ被害者ニ還付スヘシ

前項ノ規定ハ民事訴訟ノ手續ニ從ヒ利害關係人ヨリ其ノ權利ヲ主張スルコトヲ妨ケス

第三百三十七條　檢察官事件送致ノ命令ヲ受ケタルトキハ事件ヲ管轄軍法會議ノ檢察官又ハ相當官署ニ送致スヘシ

前項ノ場合ニ於テ勾留セラレタル被告人ニ對シ勾留ヲ繼續スル必要ナシト思料スルトキハ之ヲ釋放スヘシ

第三百三十八條　檢察官ハ長官ノ命令ニ依リ豫審ノ請求ヲ取消スコトヲ得豫審ノ請求ヲ取消シタル場合ニ於テ被告人トシテ訊問ヲ受ケタル者ア

ルトキハ其ノ旨ヲ之ニ通知スヘシ

豫審請求取消前ニ爲シタル處分ハ其ノ效力ヲ有ス

豫審請求ノ取消ニ付テハ第三百十五條ノ規定ヲ準用ス

第三百三十九條　第三百三十四條乃至第三百三十六條ノ規定ハ豫審ノ請求ヲ取消シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十條　第三百八十一條及第三百八十三條ノ規定ハ豫審ニ之ヲ準用ス但シ同條中裁判長又ハ軍法會議トアルハ豫審官トス

第三節　公訴

第三百四十一條　公訴ハ檢察官ノ指定シタル以外ノ者ニ其ノ效力ヲ及ホサス

第三百四十二條　檢察官ハ長官ノ命令ニ依リ公訴ヲ取消スコトヲ得

公訴ノ取消ハ書面ニ依リ之ヲ爲スヘシ

第三百四十三條　時效ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因リテ完成ス

一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年

二 無期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年

三 長期十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年

四 長期十年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ五年

五 長期五年未滿ノ懲役若ハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年

六 刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ六月

七 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第三百四十四條　二以上ノ主刑ヲ併科シ又ハ二以上ノ主刑中其ノ一ヲ科スヘキ罪ノ時效ハ其ノ重キ刑ニ該ル罪ニ付定メタル期間ニ從フ

第三百四十五條　刑法ニ依リ刑ヲ加重又ハ減輕スヘキ場合ニ於テハ時效ハ加重又ハ減輕セラル刑ニ該ル罪ニ付定メタル期間ニ從フ

第三百四十六條　時效ハ犯罪行爲ノ終リタル時ヨリ進行ス

數人共犯ノ場合ニ於テハ最終ノ行爲アリタル時ヨリ總テノ共犯ニ對シテ時效ノ期間ヲ起算ス

第三百四十七條　時效ハ公訴ノ提起、豫審ノ請求公判若ハ豫審ノ處分又ハ第三百四十四條ニ定メタル豫審官ノ處分ニ因リ中斷ス

共犯ノ一人ニ對シテ爲シタル手續ニ因ル時效ノ中斷ハ他ノ共犯ニ對シ效力ヲ有ス

第三百四十八條　時效ハ中斷ノ事由ノ終了シタル時ヨリ更ニ進行ス

第三百四十九條　時效ハ第三百二十八條第三號ノ規定ニ依リ豫審手續ヲ中止シ又ハ第三百九十八條ノ規定ニ依リ公判手續ヲ停止シタル期間内ニ進行セス

第三百五十條　公訴提起ノ命令ハ書面ニ依リ之ヲ爲ス公訴提起ノ命令ヲ爲スニハ被告人ヲ指定シ犯罪事實ヲ示スヘシ

第三百五十一條　公訴ノ提起ハ公訴狀ニ依リ之ヲ爲ス

第三百五十二條　公訴ヲ提起スルニハ被告人ヲ指定シ犯罪ノ事實及罪名ヲ示スヘシ

第三百五十三條　告訴ニ係ル事件ニ付公訴ヲ提起シ若クハ之ヲ提起セス又ハ其ノ事件ヲ他ノ軍法會議ノ檢察官若ハ相當官署ニ送致シタルトキハ檢察官ハ速ニ其ノ旨ヲ告訴人ニ通知スヘシ

第四節　公判

第三百五十四條　裁判長ハ公判期日ヲ定ムヘシ

期日ニハ被告人、辯護人及輔佐人ヲ召喚スヘシ

第百四十一條及第百五十四條ノ規定ハ辯護人及輔佐人ノ召喚ニ之ヲ準用ス

期日ハ之ヲ檢察官ニ通知スヘシ

第三百五十五條　第一回ノ期日ト被告人ニ對スル召喚狀ノ送達トノ間ニハ少クトモ三日ノ猶豫期間ヲ存スヘシ但シ特設軍法會議ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

被告人異議ナキトキハ前項ノ猶豫期間ヲ存セサルコトヲ得

第三百五十六條　裁判長ハ期日ヲ變更スルコトヲ得

期日ノ變更ニ關スル請求ヲ却下スル命令ハ之ヲ送達スルコトヲ要ス

第三百五十七條　軍法會議ハ第一回ノ期日ニ於ケル取調準備ノ爲期日前被告人ノ訊問ヲ爲シ又ハ受命裁判官ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第三百五十八條　軍法會議ハ第一回ノ期日ニ於ケル取調ノ爲期日前證據物若ハ證據書類ノ提出ヲ命シ又ハ證人鑑定人通事若ハ翻譯人ニ對シ期日ニ出頭スヘキ旨召喚狀ヲ發スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ召喚スル證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ氏名ハ直ニ之ヲ訴訟關係人ニ通知スヘシ

檢察官被告人又ハ辯護人ハ第一項ノ處分ヲ軍法會議ニ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ却下スルトキハ決定ヲ以テ之ヲスヘシ

前四項ノ規定ハ第二回以後ノ期日ニ於ケル取調ニ關シ之ヲ準用ス

第三百五十九條　檢察官、被告人又ハ辯護人ハ期日前證據物又ハ證據書類ヲ軍法會議ニ提出スルコトヲ得

第三百六十條　軍法會議ハ證人疾病其ノ他ノ事由ニ因リ期日ニ出頭スルコト能ハスト思料スルトキハ期日前之ヲ訊問シ又ハ受命裁判官ヲシテ訊問セシムルコトヲ得

檢察官及辯護人ハ前項ノ訊問ニ立會フコトヲ得

第二百八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百六十一條　軍法會議ハ急速ヲ要スル場合ニ於テハ期日前鑑定若ハ翻譯ヲナサシメ又ハ押收搜索若ハ檢證ヲナスコトヲ得

第三百六十二條　軍法會議ハ期日前公務所ニ照會シ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第三百六十三條　期日ニ於ケル取調ハ公判廷ニ於テ之ヲナス

第三百六十四條　公判廷ハ裁判官檢察官及錄事列席シテ之ヲ開ク

公判數日引續クヘキ見込アル事件ニ付テハ長官ハ判士一人又ハ二人ニ補充裁判官ヲ命シ公判ニ立會ハシムルコトヲ得

補充裁判官ハ其ノ官等被告人ヨリ下ルコトヲ得ス

裁判長以下ノ判士疾病其ノ他ノ事故ニ因リ引續キ干與スルコトヲ得サル場合ニ於テハ裁判長ハ第四十九條又ハ第五十二條乃至第五十五條ニ規定スル區別ニ拘ラス補充裁判官ヲシテ之ニ代ラシムヘシ

第三百六十五條　被告人期日ニ出頭セサルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外開廷スルコトヲ得ス

第三百六十六條　罰金以下ノ刑ニ該ル事件ノ被告人ハ代人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得但シ軍法會議ハ本人ノ出廷ヲ命スルコトヲ得

第三百六十七條　被告人ハ公判廷ニ於テ身體ノ拘束ヲ受クルコトナシ但シ之ニ看守者ヲ附スルコトヲ得

第三百六十八條　被告人ハ裁判長ノ許可アルニ非サレハ退廷スルコトヲ得ス

裁判長ハ被告人ヲシテ在廷セシムル爲相當ノ處分ヲナスコトヲ得

第三百六十九條　死刑又ハ無期若ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件ニ付テハ辯護人ナクシテ開廷スルコトヲ得ス但シ判決ノ宣告ヲナス場合ハ此ノ限ニ在ラス

辯護人出廷セサルトキ又ハ辯護人ノ選任ナキトキハ裁判長ハ職權ヲ以テ辯護人ヲ附スヘシ

第三百七十條　左ノ場合ニ於テ辯護人出廷セサルトキ又ハ辯護人選任ナキトキハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ辯護人ヲ附スルコトヲ得

一 被告人心神喪失人又ハ心神耗弱者タル疑アルトキ

二 被告人聾者又ハ唖者ナルトキ

三 其ノ他必要ト認メタルトキ

第三百七十一條　前二條ノ規定ニ依リ附スヘキ辯護人ハ第八十八條ニ記載シタル者ヨリ裁判長之ヲ選任スヘシ

被告人ノ利害相反セサルトキハ同一ノ辯護人ヲシテ數人ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得

第三百七十二條　前三條ノ規定ハ特設軍法會議ニ付テハ之ヲ適用ス

第三百七十三條　辯論ハ之ヲ公開ス

第三百七十四條　安寧秩序若ハ風俗ヲ害シ又ハ軍事上ノ利益ヲ害スル虞アルトキハ辯論ノ公開ヲ停ムル決定ヲ爲スコトヲ得

第三百七十五條　辯論ノ公開ヲ停ムル決定アリタルトキハ公衆ヲ退廷セシムル前裁判長ハ其ノ決定ヲ理由ト共ニ宣告スヘシ

第三百七十六條　裁判長ハ公開ヲ停メタルトキト雖入廷セシムルヲ至當ト認ムル者ノ入廷ヲ許スコトヲ得

第三百七十七條　裁判長ハ被告人ノ部下ニ屬スル者又ハ被告人ヨリ官等、等級若ハ階級ノ下ナル第一條第一項第一號ニ記載シタル者ノ入廷ヲ禁シ又ハ其ノ退廷ヲ命スルコトヲ得

第三百七十八條　裁判長ハ婦女、兒童又ハ相當ナル衣服ヲ著セサル者ノ入廷ヲ禁シ又ハ其ノ退廷

ヲ命スルコトヲ得

第三百七十九條　前二條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ其ノ處分及理由ヲ公判調書ニ記載スヘシ

第三百八十條　開廷中ノ秩序ノ維持ハ裁判長之ヲ行フ

第三百八十一條　裁判長ハ辯論ヲ妨クル者又ハ不當ノ行狀ヲ爲ス者ヲ法廷ヨリ退カシムルコトヲ得

裁判長ハ前項ニ記載シタル者ノ行狀ニ依リ閉廷ニ至ル迄之ヲ留置スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ軍法會議ハ決定ヲ以テ五十圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得

第三百八十二條　裁判長ハ不當ノ言語ヲ用ヰル辯護人ニ對シ同一事件ニ付引續キ陳述スルコトヲ禁スルコトヲ得

第三百八十三條　前二條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ其ノ處分及理由ヲ公判調書ニ記載スヘシ

前項ノ場合ニ於テ懲戒處分ニ付スヘキモノト思料スルトキハ裁判長ハ公判調書ノ寫ヲ添ヘ其ノ旨ヲ相當官署ニ通知スヘシ

第三百八十四條　辯論ノ指揮ハ裁判長之ヲ行フ

第三百八十五條　事實ノ認定ハ證據ニ依ル

第三百八十六條　證據ノ證明力ハ裁判官ノ自由ナル判斷ニ任ス

第三百八十七條　被告人ノ訊問及證據調ハ裁判長之ヲ爲スヘシ

裁判長以外ノ裁判官ハ裁判長ニ告ケ被告人、證人又ハ鑑定人ヲ訊問スルコトヲ得

檢察官、被告人又ハ辯護人ハ必要トスル事項ニ付被告人證人又ハ鑑定人ヲ訊問スヘキコトヲ裁判長ニ請求スルコトヲ得

第三百八十八條　裁判長ハ共同被告人、證人其ノ他ノ者被告人ノ面前ニ於テ十分ナル供述ヲ爲スコトヲ得サルヘシト思料スルトキハ其ノ供述中被告人ヲ退廷セシムルコトヲ得供述終リタルトキハ被告人ヲ入廷セシメ供述ノ要旨ヲ告クヘシ

第三百八十九條　證據書類ハ裁判長之ヲ朗讀シ若ハ其ノ要旨ヲ告ケ又ハ錄事ヲシテ之ヲ朗讀セシムヘシ

證據物ハ裁判長之ヲ被告人ニ示スヘシ

第三百九十條　期日前訴訟關係人ヨリ提出シタル證據物又ハ證據書類ハ公判廷ニ於テ之ヲ取調フヘシ第三百六十條又ハ第三百六十一條ノ規定ニ依リ集取シタルモノ亦同シ但シ訴訟關係人異議ナキモノハ之ヲ取調サルコトヲ得

第三百九十一條　證據調ノ請求ヲ却下スルトキハ決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

新期日ノ指定其ノ他別段ノ手續ヲ必要トスル證據調ハ決定ニ依リ之ヲ爲スヘシ

第三百九十二條　裁判長被告人ニ對シ第百八十六條ノ訊問ヲ爲シタル後檢察官ハ被告事件ノ要旨ヲ陳述スヘシ

前項ノ陳述終リタルトキハ裁判長ハ被告人ノ訊問及證據調ヲ爲スヘシ

第三百九十三條　裁判長ハ各個ノ證據ニ付取調ヲ終ヘタル毎ニ被告人ニ意見アリヤ否ヲ問フヘシ

裁判長ハ被告人ニ對シ其利益ト爲ルヘキ證據ヲ差出スコトヲ得ヘキ旨ヲ告クヘシ

第三百九十四條　證據調終リタル後檢察官ハ事實及法律ノ適用ニ付意見ヲ陳述スヘシ

被告人及辯護人ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

辯論ノ最終ニハ被告人又ハ辯護人ヲシテ陳述セシムヘシ

第三百九十五條　軍法會議ハ必要アル場合ニ於テハ辯論ヲ再開スルコトヲ得

第三百九十六條　軍法會議ハ計算其ノ他繁雜ナル事項ニ付公判廷ニ於テ取調フルコトヲ不便トスルトキハ受命裁判官ヲシテ其ノ取調ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ取調ヲ爲ス場合ニ於テハ受命裁判官ハ豫審官ト同一ノ權ヲ有ス

受命裁判官ハ取調ノ結果ニ付報告ヲ爲スヘシ

第三百九十七條　裁判長ハ裁判官ノ一人ヲシテ被告人ノ訊問、證據調又ハ辯論ノ指揮ニ關スル事項ヲ行ハシムルコトヲ得

第三百九十八條　被告人心神喪失ノ狀態ニ在ルトキハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ其ノ狀態ノ繼續スル間公判手續ヲ停止スヘシ

被告人疾病ニ因リ出廷スルコト能ハサルトキハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ出廷スルコトヲ得ルニ至ル迄公判手續ヲ停止スヘシ

第三百六十六條ノ規定ニ依リ代人ヲ出廷セシメタル場合ニ於テハ前二項ノ規定ヲ適用セス

第三百九十九條　開廷後被告人ノ心神喪失ニ因リ公判手續ヲ停止シ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ引續キ十五日以上開廷セサリシ場合ニ於テハ辯論ヲ更新スヘシ

第四百條　開廷後裁判官ノ更迭アリタルトキハ辯論ヲ更新スヘシ但シ判決ノ宣告ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四百一條　左ノ場合ニ於テハ決定ヲ以テ公訴ヲ棄却スヘシ

一　公訴ノ取消アリタルトキ

二　被告人死亡シタルトキ

三　第二十四條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ審判ヲ爲スヘカラサルトキ

第四百二條　公訴ノ取消ニ因リ公訴棄却ノ決定アリタルトキハ再ヒ公訴ヲ提起シ又ハ豫審ヲ請求スルコトヲ得ス

第四百三條　被告事件軍法會議ノ管轄ニ屬セサルトキハ判決ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲スヘシ

第四百四條　被告事件ニ付犯罪ノ證明アリタルトキハ判決ヲ以テ刑ノ言渡ヲ爲スヘシ

刑ノ執行猶豫ノ言渡ハ刑ノ言渡ト同時ニ判決ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第四百五條　被告事件罪ト爲ラス又ハ犯罪ノ證明ナキトキハ判決ヲ以テ無罪ノ言渡ヲ爲スヘシ

第四百六條　左ノ場合ニ於テハ判決ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲スヘシ

一　確定判決ヲ經タルトキ

二　犯罪後ノ法令ニ因リ刑ノ廢止アリタルトキ

三　刑ヲ免除スヘキトキ

四　大赦アリタルトキ

五　時效完成シタルトキ

第四百七條　左ノ場合ニ於テハ判決ヲ以テ公訴棄却ノ言渡ヲ爲スヘシ

一　長官ノ命令ナクシテ公訴ヲ提起シタルトキ

二　公訴提起ノ手續其ノ規定ニ違ヒタル爲無效ナルトキ

三　第三百三十四條、第三百三十九條又ハ第四百二條ノ規定ニ違反シテ公訴ヲ提起シタルトキ

四　告訴又ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付告訴又ハ請求ノ取消アリタルトキ

五　公訴ノ提起アリタル事件ニ付更ニ同一軍法會議ニ公訴ヲ提起シタルトキ

六　被告人ニ對シテ裁判權ヲ有セサルトキ

第四百八條　被告人陳述ヲ肯セス若ハ許可ヲ受ケスシテ退廷シ又ハ秩序維持ノ爲裁判長ヨリ退廷ヲ命セラレタルトキハ其ノ陳述ヲ聽カスシテ判決ヲ爲スコトヲ得

第四百九條　罰金以下ノ刑ニ該ルモノ又ハ罰金以下ノ刑ニ處スヘキモノト認ムル事件ニ付被告人出廷セサルトキハ其ノ後ノ取調ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ處スヘキモノト認ムル場合ヲ除クノ外被告人ノ陳述ヲ聽カスシテ判決ヲ爲スコトヲ得

第四百十條　辯論終結ノ後ハ被告人出廷セスト雖宣告ニ依リ判決ヲ告知ス

第四百十一條　判決ノ宣告ハ公開シテ之ヲ爲ス但シ辯論ノ公開ヲ停メタル事件ニ付テハ決定ヲ以テ理由ノ告知ニ限リ公開セスシテ之ヲ爲スコトヲ得

第三百七十五條ノ規定ハ前項ノ決定アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百十二條　無罪、免訴、刑ノ執行猶豫、公訴棄却、管轄違又ハ罰金若ハ科料ノ言渡ヲ爲シタルトキハ其ノ事件ニ付勾留セラレタル被告人ニ對シ放免ノ言渡アリタルモノトス

公訴棄却又ハ管轄違ノ言渡ヲ爲ス場合ニ於テハ軍法會議ハ前ニ發シタル勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ之ヲ發スルコトヲ得

勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ之ヲ發シタル事件ニ付三日內ニ公訴ヲ提起セス又ハ管轄軍法會議ノ檢察官ニ事件ヲ送致セサルトキハ檢察官ハ直ニ被告人ヲ釋放スヘシ被告事件ノ送致ヲ受ケタル檢察官五日內ニ公訴ヲ提起セサルトキ亦同シ

第四百十三條　押收シタル物ニ付沒收ノ言渡ナキトキハ押收ヲ解ク言渡アリタルモノトス

公訴棄却又ハ管轄違ノ言渡ヲ爲ス場合ニ於テハ軍法會議ハ押收ヲ存續スルコトヲ得

押收ヲ存續シタル事件ニ付三日內ニ公訴ヲ提起セス又ハ管轄軍法會議ノ檢察官ニ事件ヲ送致セサルトキハ檢察官ハ其ノ押收ヲ解クヘシ被告事件ノ送致ヲ受ケタル檢察官五日內ニ公訴ヲ提起セサルトキ亦同シ

第四百十四條　押收シタル贓物ニシテ被害者ニ還

付スヘキ理由明瞭ナルトキハ之ヲ被害者ニ還付スル言渡ヲ爲スヘシ

贓物ノ對價トシテ得タル物ニ付被害者ヨリ交付ヲ請求シタルトキハ前項ノ例ニ依ル假ニ還付シタル物ニ付別段ノ言渡ナキトキハ還付ノ言渡アリタルモノトス

第四百十五條　犯罪ニ因リ生シタル損害ニ付被害者ヨリ被告人ニ對シ其ノ回復ヲ請求シタル場合ニ於テ被告事件ノ取調ニ因リ其ノ請求ヲ相當ナリト認メタルトキハ被告人異議ナキトキニ限リ其ノ請求ニ應スヘキ旨ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第四百十六條　前二條ノ規定ハ民事訴訟ノ手續ニ從ヒ利害關係人ヨリ其ノ權利ヲ主張スルコトヲ妨ケス

第四百十七條　刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スヘキ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地若ハ所屬部隊ノ軍法會議ノ檢察官其ノ軍法會議ニ請求ヲ爲スヘシ但シ高等軍法會議ニ於テ刑ノ言渡ヲ爲シタル事件ニ付テハ高等軍法會議ノ檢察官高等軍法會議ニ請求ヲ爲スヘシ

第二十七條ノ規定ニ依リ審判ヲ爲シタル事件ニ付テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議又ハ高等軍法會議ニ前項ノ請求ヲ爲スヘシ

前二項ノ請求アリタルトキハ軍法會議ハ被告人又ハ其ノ代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ

第四百十八條　刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ其ノ犯罪事實ニ付最終ノ判決ヲ爲シタル軍法會議ノ檢察官其ノ軍法會議ニ請求ヲ爲スヘシ

軍法會議前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ被告人又ハ其ノ代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ

第四百十九條　本節中審判ノ公開ニ關スル規定ハ之ヲ特設軍法會議ノ訴訟手續ニ適用セス

第三章　上告及非常上告

第四百二十條　上告ハ東京軍法會議、鎭守府軍法會議又ハ要港部軍法會議ノ判決ニ對シテ之ヲナスコトヲ得

第四百二十一條　上告ハ判決ノ一部ニ對シテ之ヲナスコトヲ得其ノ部分ヲ限ラサルトキハ判決ノ全部ニ對シテナシタルモノトス

第四百二十二條　上告ハ檢察官又ハ被告人之ヲナスコトヲ得

第四百二十三條　被告人ノ法定代理人、保佐人又ハ夫ハ被告人ノ爲獨立シテ上告ヲナスコトヲ得

第四百二十四條　原審ノ辯護人又ハ代人ハ被告人ノ爲上告ヲナスコトヲ得但シ被告人ノ明示シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

第四百二十五條　上告ハ法令違反ヲ理由トスルトキニ限リ之ヲナスコトヲ得

第四百二十六條　左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノトス

一　法律ニ從ヒ軍法會議ヲ構成セサリシトキ

二　法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキ裁判官審判ニ干與シタルトキ

三　審理ニ干與セサリシ裁判官判決ニ干與シタルトキ

四　軍法會議不當ニ管轄又ハ管轄違ヲ認メタルトキ

五　軍法會議不當ニ公訴ヲ受理シ又ハ之ヲ棄却シタルトキ

六　審判ノ公開ニ關スル規定ニ違ヒタルトキ

七　法律ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外被告人ノ出廷ナクシテ審判ヲナシタルトキ

八　公判廷ニ於テ被告人ノ身體ヲ拘束シタルトキ

九　法律ニ依リ辯護人ヲ要スル事件又ハ決定ニ依リ辯護人ヲ附シタル事件ニ付其ノ出廷ナクシテ審理ヲナシタルトキ

十　檢察官ノナス被告事件ノ陳述ヲ聽カスシテ審判ヲナシタルトキ

十一　法律ニ依リ公判ニ於テ取調フヘキ證據ノ取調ヲ爲ササリシトキ

十二　公判ニ於テナシタル證據調ノ請求ニ付決定ヲナスヘキ場合ニ於テハ之ヲナササリシトキ

十三　法律ニ依リ公判手續ヲ停止又ハ更新スヘキ事由アル場合ニ於テ之ヲ停止又ハ更新セサリシトキ

十四　辯論ノ最終ニ被告人又ハ辯護人ヲシテ陳述ヲナサシメサリシトキ

十五　請求ヲ受ケタル事項ニ付判決ヲナサス又ハ請求ヲ受ケサル事項ニ付判決ヲナシタルトキ

十六　判決ニ理由ヲ附セス又ハ理由ニ齟齬アルトキ

十七　判決書ニ裁判官ノ署名若ハ捺印又ハ契印ヲ缺キタルトキ

第四百二十七條　前條ノ場合ヲ除クノ外法令ニ違反シタルコトアリト雖判決ニ影響ヲ及ホササルコト明白ナルトキハ之ヲ上告ノ理由トナスコトヲ得ス

第四百二十八條　判決アリタル後刑ノ廢止若ハ變更又ハ大赦アリタルトキハ之ヲ上告ノ理由トナスコトヲ得

第四百二十九條　上告ノ提出期間ハ三日トス

前項ノ期間ハ判決告知ノ時ヲ以テ始ル

第四百三十條　檢察官又ハ被告人ハ上告ノ拋棄又ハ取下ヲ爲スコトヲ得但シ被告人ハ第四百二十三條ニ記載シタル者ノ同意ヲ得ルニ非サレハ拋棄又ハ取下ヲ爲スコトヲ得ス

第四百三十一條　第四百二十三條ニ記載シタル者ハ被告人ノ同意ヲ得テ上告ノ取下ヲ爲スコトヲ得

第四百三十二條　上告ハ對手人ノ同意アルニ非サレハ之ヲ取下クルコトヲ得ス

第四百三十三條　上告拋棄ノ申立ハ原軍法會議ニ之ヲ爲スヘシ

上告取下ノ申立ハ高等軍法會議ニ之ヲ爲スヘシ但シ書類ヲ高等軍法會議ノ檢察官ニ送付スル前ニ上告ノ取下ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ申立書ヲ原軍法會議ニ差出スコトヲ得

第四百三十四條　上告ノ拋棄又ハ取下ノ申立ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ公判廷ニ於テハ口頭ヲ以テ之ヲナスコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ申立ヲ公判調書ニ記載スヘシ

第四百三十五條　上告ノ拋棄又ハ取下ヲナシタル者ハ上告權ヲ喪失ス

第四百三十六條　第四百二十二條乃至第四百二十四條ニ記載シタル者自已又ハ代人ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ上告ノ提起期間内ニ上告ヲ爲スコト能ハサリシトキハ原軍法會議ニ上告權回復ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第四百三十七條　上告權回復ノ請求ハ事由ノ止ミタル時ヨリ三日内ニ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

上告權回復ノ原因タル事實ハ之ヲ疏明スヘシ

上告權回復ノ請求ヲ爲ス者ハ其ノ請求ト同時ニ原軍法會議ニ上告ノ申立書ヲ差出スヘシ

第四百三十八條　原軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ上告權回復ノ請求ヲ許スヘキカ否ヲ決定スヘシ

第四百三十九條　上告權回復ノ請求アリタルトキハ前條ノ決定ヲ爲ス迄裁判ノ執行ヲ停止スル決定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ裁判ノ執行ヲ停止スル決定ヲ爲ストキハ被告人ニ對シ勾留狀ヲ發スルコトヲ得

第四百四十條　上告ヲ爲スニハ申立書ヲ原軍法會議ニ差出スヘシ

第四百四十一條　監獄ニ在ル者上告ヲ爲スニハ監獄ノ長又ハ其ノ代理者ヲ經由シテ其ノ申立書ヲ差出スヘシ此ノ場合ニ於テ上告ノ提起期間内ニ申立書ヲ監獄ノ長又ハ其ノ代理者ニ差出シタルトキハ上告申立ノ効力ヲ生ス

監獄ニ在ル者自ラ申立書ヲ作ルコト能ハサルトキハ監獄ノ長又ハ其ノ代理者ハ之ヲ代書シ又ハ所屬官吏ヲシテ之ヲ代書セシムヘシ

監獄ノ長又ハ其ノ代理者ハ原軍法會議ニ申立書ヲ送付シ且之ヲ受取リタル年月日時ヲ通知スヘシ

第四百四十二條　前條ノ規定ハ上告ノ拋棄若ハ取下又ハ上告權回復ノ請求ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第四百四十三條　上告ノ申立、拋棄若ハ取下又ハ上告權回復ノ請求アリタルトキハ錄事ハ速ニ之ヲ對手人ニ通知スヘシ

第四百四十四條　上告ノ申立法律上ノ方式ニ違ヒ又ハ上告權消滅後ニ爲シタルモノナルトキハ原軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

第四百四十五條　前條ノ場合ヲ除クノ外原軍法會議ハ書類ヲ其ノ軍法會議ノ檢察官ニ送付シ檢察官ハ之ヲ高等軍法會議ノ檢察官ニ送付スヘシ

高等軍法會議ノ檢察官ハ書類ヲ其ノ軍法會議ニ送付スヘシ

第四百四十六條　高等軍法會議ハ遲クトモ最初ニ定メタル公判期日ノ三十日前ニ其ノ期日ヲ上告人及對手人ニ通知スヘシ

最初ニ公判期日ヲ定ムル前辯護人ノ選任アリタルトキハ被告人ニ對スル前項ノ通知ハ辯護人ニ對シ之ヲ爲スヘシ

第四百四十七條　上告人ハ遲クトモ最初ニ定メタル公判期日ノ十四日前ニ上告趣意書ヲ高等軍法會議ニ差出スヘシ

第四百四十八條　上告ノ對手人ハ最初ニ定メタル公判期日ノ十四日前迄上告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ上告ハ上告趣意書ヲ高等軍法會議ニ差出スニ依リテ之ヲ爲ス

第四百四十九條　上告趣意書ニハ法令違反ノ理由ヲ明示スヘシ

訴訟手續ニ違反スルコトヲ理由トスル場合ニ於テハ尙違反ニ關スル事實ヲ表示スヘシ

第四百五十條　高等軍法會議上告趣意書ヲ受取リタルトキハ速ニ其ノ謄本ヲ對手人ニ送達スヘシ

第四百五十一條　上告人期間內ニ上告趣意書ヲ差出ササルトキハ高等軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ上告ヲ棄却スヘシ

第四百五十二條　上告ノ對手人ハ上告趣意書ノ謄本ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ十日內ニ答辯書ヲ高等軍法會議ニ差出スコトヲ得

檢察官對手人ナルトキハ重要ト認ムル上告ノ理由ニ付答辯書ヲ差出スヘシ

高等軍法會議答辯書ヲ受取リタルトキハ速ニ其ノ謄本ヲ上告人ニ送達スヘシ

第四百五十三條　裁判長ハ受命裁判官ヲシテ上告申立書上告趣意書及答辯書ヲ閱シテ報告書ヲ作ラシムルコトヲ得

第四百五十四條　上告ノ審判ニ於テハ被告人ノ爲ニスル辯論ハ辯護人ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四百五十五條　期日ニハ受命裁判官ハ辯論前報告書ヲ朗讀スヘシ

檢察官及辯護人ハ上告趣意書ニ基キ辯論ヲ爲スヘシ

第四百五十六條　辯護人出廷セサルトキ又ハ辯護人ノ選任ナキトキハ法律ニ依リ辯護人ヲ要スル場合又ハ決定ニ依リ辯護人ヲ附シタル場合ヲ除クノ外檢察官ノ陳述ヲ聽キ判決ヲ爲スヘシ

第四百五十七條　高等軍法會議ハ上告趣意書ニ包含セラレタル事項ニ限リ調査ヲ爲スヘシ

軍法會議ノ管轄、公訴ノ受理及原判決ニ依リ定リタル事實ニ對スル法令ノ適用ノ當否ニ付テハ職權ヲ以テ調査ヲ爲スコトヲ得原判決アリタル後ニ於ケル刑ノ廢止若ハ變更又ハ大赦ニ付亦同シ

第四百五十八條　高等軍法會議ハ軍法會議ノ管轄公訴ノ受理及訴訟手續ノ當否ニ關シテハ事實ノ取調ヲ爲スコトヲ得

前項ノ取調ハ受命裁判官ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ他ノ軍法會議ノ豫審官ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

第四百五十九條　上告ノ申立法律上ノ方式ニ違ヒ又ハ上告權消滅後ニ爲シタルモノナルトキハ高等軍法會議ハ判決ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

第四百六十條　高等軍法會議上告ヲ理由ナシトスルトキハ判決ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

第四百六十一條　高等軍法會議上告ヲ理由アリトスルトキハ判決ヲ以テ原判決ヲ破毀スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ事件ヲ原軍法會議ニ差戾シ又ハ原軍法會議以外ノ東京軍法會議、鎭守府軍法會議若ハ要港部軍法會議ニ移送スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四百六十二條　法令ヲ適用セサルコト、法令ノ適用ヲ誤リタルコト、判決アリタル後刑ノ廢止若ハ變更又ハ大赦アリタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スル場合ニ於テ被告事件ノ事實原判決ニ依リ定リタルトキハ高等軍法會議ハ其ノ事件ニ付判決ヲナスヘシ不當ニ公訴ヲ受理シタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スルトキ亦同シ

第四百六十三條　不當ニ管轄違ヲ認メ又ハ公訴ヲ棄却シタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スルトキハ判決ヲ以テ其ノ事件ヲ原軍法會議ニ差戾スヘシ

第四百六十四條　不當ニ管轄ヲ認メタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スルトキハ判決ヲ以テ其ノ事件ヲ管轄軍法會議ニ移送スヘシ

第四百六十五條　上告ノ趣意及重要ナル答辯ノ要旨ハ之ヲ判決書ニ記載スヘシ

第四百六十六條　被告人上告ヲナシ又ハ被告人ノ利益ノ爲上告ヲナシタル事件ニ付テハ高等軍法會議ハ原判決ニ定メタル刑ヨリ重キ刑ヲ言渡スコトヲ得ス

第四百六十七條　原軍法會議不當ニ公訴棄却ノ決定ヲナササリシトキハ高等軍法會議ハ決定ヲ以テ公訴ヲ棄却スヘシ

第四百六十八條　事件ノ差戾又ハ移送ヲ受ケタル軍法會議ハ其ノ事件ニ付高等軍法會議ノ表示シタル法律上ノ意見書ニ羈束セラル

第四百六十九條　上告ノ審判ニ付テハ本章ニ規定シタルモノヲ除クノ外第二編第二章第四節ノ規定ヲ準用ス

第四百七十條　軍法會議ノ判決確定後其ノ判決法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタルモノナルコトヲ發見シタルトキハ高等軍法會議ノ長官ハ檢察官ヲシテ高等軍法會議ニ非常上告ヲナサシムルコトヲ得

第四百七十一條　非常上告ヲナスニハ其ノ理由ヲ記載シタル申立書ヲ高等軍法會議ニ差出スヘシ

第四百七十二條　期日ニハ檢察官ハ申立書ニ基キ陳述ヲナスヘシ

第四百七十三條　高等軍法會議非常上告ヲ理由ナシトスルトキハ判決ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

第四百七十四條　高等軍法會議非常上告ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ破毀シ更ニ判決ヲナスヘシ但シ原判決ニ定メタル刑ヨリ重キ刑ヲ言渡スコトヲ得ス

第四章　再審

第四百七十五條　再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ刑ノ言渡ヲナシタル確定判決ニ對シテ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲之ヲナスコトヲ得

一　原判決ノ憑據トナリタル證據書類又ハ證據物確定判決ニ因リ僞造又ハ變造ナリシコト證明セラレタルトキ

二　原判決ノ憑據トナリタル證言、鑑定、通譯又ハ飜譯確定判決ニ因リ僞證又ハ虛僞ノ鑑定、通譯若ハ飜譯ナリシコト證明セラレタルトキ

三　刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ誣告シタル罪確定判決ニ因リ證明セラレタルトキ但シ誣告ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタルトキニ限ル

四　原判決ノ憑據トナシタル裁判確定裁判ニ因リ變更セラレタルトキ

五　刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シテ無罪又ハ免訴ヲ言渡スヘキ明確ナル證據又ハ原判決ニ於テ認メタル罪ヨリ輕キ罪ヲ認ムヘキ明確ナル證據ヲ新ニ發見シタルトキ

六　原判決ニ干與シタル裁判官原判決ノ基礎トナルヘキ取調ニ干與シタル裁判官若ハ豫審官豫審ニ干與シタル豫審官、搜査若ハ公訴ノ提起ニ干與シタル檢察官又ハ第三百四條ノ規定ニ依リ檢察官ノ請求ヲ受ケテ處分ヲナシタル豫審官被告事件ニ付職務ニ關スル罪ヲ犯シタルコト確定判決ニ因リ證明セラレタルトキ但シ原判決ヲナス前裁判官、豫審官又ハ檢察官ニ對シテ公訴ノ提起アリタル場合ニ於テハ原判決ヲナシタル軍法會議其ノ事實ヲ知ラサリシトキニ限ル

第四百七十六條　再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ刑ノ言渡又ハ無罪、免訴若ハ公訴棄却ノ言渡ヲナシタル確定判決ニ對シテ刑ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ被告人タリシ者ノ不利益ノ爲之ヲナスコトヲ得

一　前條第一號、第二號、第四號又ハ第六號ニ記載シタル原由アルトキ

二　無罪又ハ相當ノ罪ヨリ輕キ罪ニ付刑ノ言渡ヲ受ケタル者軍法會議又ハ軍法會議外ニ於テ自白シタルトキ

三、免訴又ハ公訴棄却ノ言渡ヲ受ケタル者軍法會議又ハ軍法會議外ニ於テ其ノ原由ナカリシコトヲ陳述シタルトキ

第四百七十七條　再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ上告ヲ棄却シタル判決ニ對シテ之ヲナスコトヲ得

一　第四百五十八條ノ規定ニ依リ取調ヘタル事實ニ付第四百七十五條第一號、第二號又ハ第四號ニ記載シタル原由アルトキ

二　原判決又ハ其ノ基礎トナルヘキ取調ニ干與シタル裁判官又ハ豫審官ニ第四百七十五條第六號ニ記載シタル原由アルトキ

始審ノ確定判決ニ對シテ再審ヲ請求シタル事件ニ付再審ノ判決アリタル後ハ上告棄却ノ判決ニ對シテ再審ノ請求ヲナスコトヲ得ス

第四百七十八條　前三條ノ規定ニ從ヒ確定判決ニ因リ犯罪ノ證明セラレタルコトヲ再審ノ原由ト爲スヘキ場合ニ於テ其ノ犯罪ニ付公訴ヲ實行スルコト能ハサルトキハ其ノ事由及犯罪事實ヲ證

明シテ再審ノ請求ヲナスコトヲ得

第四百七十九條　再審ノ請求ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外原判決ヲナシタル軍法會議之ヲ管轄ス

第四百八十條　第四百六十二條ノ規定ニ依リ爲シタル判決ニ對スル再審ノ請求ハ左ノ場合ヲ除クノ外始審ノ判決ヲナシタル軍法會議之ヲ管轄ス

一　第四百五十八條ノ規定ニ依リ取調ヘタル事實ニ付第四百七十五條第一號、第二號又ハ第四號ニ記載シタル原由アリトスルトキ

二　高等軍法會議ノ判決又ハ其ノ基礎トナルヘキ取調ニ干與シタル裁判官又ハ豫審官ニ第四百七十五條第六號ニ記載シタル原由アリトスルトキ

第四百八十一條　刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニスル再審ノ請求ハ左ニ記載シタル者之ヲナスコトヲ得

一　管轄軍法會議ノ檢察官

二　刑ノ言渡ヲ受ケタル者

三　刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ法定代理人保佐人又ハ夫

四　刑ノ言渡ヲ受ケタル者死亡シ又ハ心神喪失ノ状態ニ在ル場合ニ於テハ其ノ配偶者、家督相續人、直系親族又ハ兄弟姉妹

第四百七十五條第六號又ハ第四百七十七條第一項第二號ノ場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノタメニスル再審ノ請求ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ行爲ニ因リ罪ヲ犯スニ至ラシメタル場合ニ於テハ檢察官ニ非サレハ之ヲナスコトヲ得ス

刑ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ被告人タリシ者ノ不利益ノ爲ニスル再審ノ請求ハ管轄軍法會議ノ檢察官之ヲナスコトヲ得

第四百八十二條　檢察官ニ非サル者再審ノ請求ヲナス場合ニ於テハ辯護人ヲ選任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル辯護人ノ選任ハ再審ノ判決アル迄其ノ効力ヲ有ス

第四百八十三條　再審ノ請求ハ刑ノ執行ヲ終ヘタルトキ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタルトキト雖之ヲナスコトヲ得

第四百八十四條　刑ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ被告人タリシ者ノ不利益ノ爲ニスル再審ノ請求ハ判決確定後公訴ノ時効ニ付定メタル期間ヲ經過シタル後ニ於テハ之ヲナスコトヲ得ス

第四百八十五條　再審ノ請求ハ刑ノ執行ヲ停止スル効力ヲ有セス但シ管轄軍法會議ノ檢察官ハ長官ノ命令ニ依リ再審ノ請求ニ付テノ決定アル迄刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第四百八十六條　再審ノ請求ヲナスニハ其ノ趣意書ニ原判決ノ謄本及證據ヲ添ヘ之ヲ管轄軍法會議ニ差出スヘシ

第四百八十七條　再審ノ請求ハ之ヲ取下クルコトヲ得

第四百八十八條　第四百三十二條、第四百三十四條、第四百四十一條及第四百四十三條ノ規定ハ再審ノ請求及其ノ取下ニ之ヲ準用ス

第四百八十九條　第四百六十二條ノ規定ニ依リナシタル判決ニ對シテ高等軍法會議及始審ノ判決ヲナシタル軍法會議ニ再審ノ請求アリタルトキハ高等軍法會議ハ決定ヲ以テ始審ノ判決ヲナシタル軍法會議ノ訴訟手續終了ニ至ル迄訴訟手續ヲ停止スヘシ始審ノ確定判決ト上告棄却ノ判決トニ對シテ再審ノ請求アリタルトキ亦同シ

第四百九十條　再審ノ請求法律上ノ方式ニ違ヒタルモノナルトキハ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

第四百九十一條　再審ノ請求ヲ理由ナシトスルトキハ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

第四百九十二條　再審ノ請求ヲ理由アリトスルトキハ再審開始ノ決定ヲ爲スヘシ

再審開始ノ決定ヲ爲シタルトキハ決定ヲ以テ刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第四百九十三條　第四百八十九條ノ場合ニ於テ始審ノ判決ヲ爲シタル軍法會議再審ノ請求ヲ受ケタル事件ニ付判決ヲ爲シタルトキハ高等軍法會議ハ決定ヲ以テ再審ノ請求ヲ棄却スヘシ

第四百九十四條　再審ノ請求ニ付決定ヲ爲ス場合ニ於テハ請求ヲ爲シタル者及其ノ對手人ノ意見ヲ聽クヘシ但シ第四百八十一條第一項第三號ニ記載シタル者再審ノ請求ヲ爲シタル場合ニ於テハ併セテ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ意見ヲ聽クヘシ

第四百九十五條　再審開始ノ決定ヲ爲シタル事件ニ付テハ其ノ審級ニ從ヒ更ニ審判ヲ爲スヘシ

第四百九十六條　死亡者又ハ回復ノ見込ナキ心神喪失ノ状態ニ在ル者ノ利益ノ爲再審ノ請求ヲ爲シタル事件ニ付テハ公判ヲ開カス檢察官及辯護人ノ意見ヲ聽キ判決ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ再審ノ請求ヲ爲シタル者辯護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ハ第三百七十一條ニ準シ職權ヲ以テ辯護人ヲ附スヘシ

刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲再審ノ請求ヲ爲シタル事件ニ付再審ノ判決ヲ爲ス前刑ノ言渡ヲ受ケタル者死亡シ又ハ心神喪失ノ状態ニ在リテ回復ノ見込ナキニ至リタルトキ亦前項ニ同シ

前二項ノ規定ニ依リ爲シタル判決ニ對シテハ上告ヲ爲スコトヲ得ス

第四百九十七條　刑ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ被告人タリシ者ノ不利益ノ爲再審ノ請求ヲ爲シタル事件ニ付再審ノ判決ヲ爲ス前刑ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ被告人タリシ者死亡シタルトキハ再審ノ請求及其ノ請求ニ付爲シタル決定ハ其ノ効力ヲ失フ

第四百九十八條　刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲爲シタル再審ニ於テハ原判決ニ於テ言渡シタル刑ヨリ重キ刑ヲ言渡スコトヲ得ス

第四百九十九條　再審ニ於テ無罪ヲ言渡シタル判決確定シタルトキハ官報ヲ以テ其ノ判決ヲ公示スヘシ

第五章　裁判ノ執行

第五百條　裁判ハ確定シタル後之ヲ執行ス

第五百一條　裁判ノ執行ハ其ノ裁判ヲ爲シタル軍法會議ノ檢察官又ハ其ノ裁判ヲ爲シタル豫審官ノ屬スル軍法會議ノ檢察官之ヲ指揮ス但シ其ノ性質上軍法會議、裁判長、受命裁判官又ハ豫審官ノ爲スヘキモノハ此ノ限ニ在ラス

上告ノ裁判又ハ上告ノ取下ニ因リ原軍法會議ノ裁判ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ高等軍法會議ノ檢察官其ノ執行ヲ指揮ス

前二項ノ場合ニ於テ訴訟書類原軍法會議ニ在ルトキハ其ノ軍法會議ノ檢察官裁判ノ執行ヲ指揮ス

第五百二條　裁判執行ノ指揮ハ書面ヲ以テ之ヲ爲シ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ヲ添附スヘシ但シ刑ノ執行ヲ指揮スル場合ヲ除クノ外裁判書ノ原本、謄本若ハ抄本又ハ調書ノ謄本若ハ抄本ニ認印シテ之ヲ爲スコトヲ得

第五百三條　二以上ノ主刑ノ執行ハ罰金及科料ヲ除クノ外其ノ重キモノヲ先ニス但シ檢察官ハ長官ノ命令ニ依リ重キ刑ノ執行ヲ停止シ他ノ刑ノ執行ヲ爲サシムルコトヲ得

第五百四條　死刑ノ執行ハ海軍大臣ノ命令ニ依ル

第五百五條　死刑ヲ言渡シタル判決確定シタルトキハ檢察官ハ速ニ訴訟記録ヲ長官ヲ經由シテ海軍大臣ニ差出スヘシ

第五百六條　海軍大臣死刑ノ執行ヲ命シタルトキハ五日内ニ其ノ執行ヲ爲スヘシ

第五百七條　死刑ノ執行ハ檢察官及録事ノ立會ニテ監獄ノ長之ヲ爲スヘシ

長官ハ監獄ノ長ノ申請ニ因リ兵員ノ出場ヲ命スヘシ

檢察官又ハ監獄ノ長ノ許可ヲ得タル者ノ外刑場ニ入ルコトヲ得ス

第五百八條　死刑ノ執行ニ立會タル録事ハ執行始末書ヲ作リ檢察官及監獄ノ長ト共ニ之ニ署名捺印スヘシ

第五百九條　死刑ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失ノ状態ニ在ルトキハ海軍大臣ノ命令ニ依リ其ノ痊癒ニ至ル迄執行ヲ停止ス

死刑ノ言渡ヲ受ケタル婦女懷胎ナルトキハ海軍大臣ノ命令ニ依リ分娩ニ至ル迄執行ヲ停止ス

前二項ノ規定ニ依リ死刑ノ執行ヲ停止シタル者ニ付テハ痊癒又ハ分娩ノ後海軍大臣ノ命令アルニ非サレハ其ノ執行ヲ爲スコトヲ得ス

第五百十條　特設軍法會議死刑ヲ言渡シタル場合ニ於テハ其ノ執行又ハ執行ノ停止ニ關スル海軍大臣ノ職務ハ長官之ヲ行フコトヲ得

第五百十一條　懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失ノ状態ニ在ルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地ノ軍法會議ノ檢察官ノ指揮ニ依リ其ノ痊癒ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第五百十二條　前條ノ規定ニ因リ刑ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者第一條ニ記載シタル身分ヲ有セサルトキハ檢察官ハ之ヲ監護義務者又ハ市區町村長ニ交付シ病院其ノ他適當ノ場所ニ入レシムルコトヲ得

刑ノ執行ヲ停止セラレタル者ハ前項ノ處分アル迄之ヲ監獄ニ留置シ其ノ期間ヲ刑期ニ算入ス

第五百十三條　左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地ノ軍法會議ノ檢察官ノ指揮ニ依リ事故ノ止ム迄懲役、禁錮又ハ拘留ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

一　刑ノ執行ニ因リ生命ヲ保ツコト能ハサル虞アルトキ

二　受胎後七月以上ナルトキ

三　分娩後一月ヲ經過セサルトキ

四　刑ノ執行ニ因リ回復スヘカラサル不利益ヲ生スル虞アルトキ

五　其ノ他重大ナル事由アルトキ

第五百十四條　死刑、懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者拘禁中ニ非サルトキハ檢察官ハ執行ノ爲之ヲ召喚スヘシ召喚ニ應セサルトキハ逮捕狀ヲ發スヘシ

第五百十五條　死刑、懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者逃走シタルトキ又ハ逃走スル虞アルトキハ檢察官ハ直ニ逮捕狀ヲ發シ又ハ海軍司法警察官若ハ司法警察官ニ請求シ若ハ囑託シテ之ヲ發セシムルコトヲ得

第五百十六條　逮捕狀ニハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ氏名、住居、年齡・刑名刑期其ノ他逮捕ニ必要ナル事項ヲ記載シ檢察官又ハ海軍司法警察官之ニ記名捺印スヘシ

逮捕狀ヲ發スル場合ニ於テ必要アルトキハ人相書ヲ添附スヘシ

第五百十七條　逮捕狀ハ勾引狀ト同一ノ效力ヲ有ス

第五百十八條　逮捕狀ノ執行ニ付テハ勾引狀ノ執行ニ關スル規定ヲ準用ス

第五百十九條　檢察官刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ現在地ヲ覺知スルコト能ハサルトキハ檢事長又ハ之ニ相當スル官署ニ人相書ヲ送付シ其ノ捜査及逮捕ヲ囑託スルコトヲ得

囑託ヲ受ケタル官署ハ其ノ管轄區域內ノ檢事又ハ相當官署ヲシテ逮捕狀ヲ發シ捜査及逮捕ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第五百二十條　罰金、科料、過料、沒收、沒取・追徵又ハ費用賠償ノ裁判ハ檢察官ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス其ノ執行ヲ受クヘキ者ニ付相續開始アリタルトキハ相續財產ニ就キ執行スルコトヲ得

第五百二十一條　前條ノ執行ニ付强制執行ヲ要スルトキハ軍艦、兵營其ノ他軍事用ノ廳舍又ハ艦船ノ內ニ於テ之ヲ爲ス場合ヲ除クノ外檢察官ノ囑託ニ因リ區裁判所其ノ他民事裁判ニ付强制執行ヲ爲ス權アル官署ニ於テ之ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ檢察官ノ命令ハ執行力アル債務名義ト同一ノ效力ヲ有ス

囑託ニ因リ爲ス官署ノ執行手續ニ付テハ民事裁判ノ執行ニ關スル規定ヲ準用ス但シ執行前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

第五百二十二條　前條第二項ノ規定ニ依ル執行ノ費用ハ執行ヲ受クル者ノ負擔トシ民事訴訟法ノ規定ニ準シ執行ト同時ニ之ヲ取立ツヘシ

第五百二十三條　第四百十五條ノ規定ニ依リ爲シタル賠償ノ言渡ニ付被害者ヨリ强制執行ノ請求アリタルトキハ前三條ノ規定ヲ準用ス

第五百二十四條　沒收物ハ檢察官之ヲ處分スヘシ

第五百二十五條　沒收ノ執行後三月內ニ權利ヲ有スル者ヨリ沒收物ノ交付ヲ請求シタルトキハ檢察官ハ破壞又ハ廢棄スヘキ物ヲ除クノ外之ヲ交付スヘシ

沒收物ヲ處分シタル後前項ノ請求アリタル場合ニ於テハ檢察官ハ公賣ニ因リテ得タル代價ヲ交付スヘシ

第五百二十六條　僞造又ハ變造ニ係ル物ヲ返還スル場合ニ於テ僞造又ハ變造ノ部分ヲ其ノ物ニ表示スヘシ僞造又ハ變造ニ係ル物押收セラレサルトキハ之ヲ提出セシメテ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

但シ其ノ物公務所ニ屬スルトキハ僞造又ハ變造ノ部分ヲ公務所ニ通知シテ相當ノ處分ヲ爲サシムヘシ

第五百二十七條　押收物ノ返還ヲ受クヘキ者ノ所在不明ナル爲又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ物ヲ還付スルコト能ハサル場合ニ於テハ檢察官ハ其ノ旨ヲ公告スヘシ

公告ヲ爲シタル時ヨリ六月內ニ還付ノ請求ナキトキハ其ノ物ハ國庫ニ歸屬ス

前項ノ期間內ト雖價値ナキ物ハ之ヲ廢棄シ保管ニ不便ナル物ハ之ヲ公賣シテ其ノ代價ヲ保管スルコトヲ得

第五百二十八條　檢察官ハ必要ナル場合ニ於テハ他ノ軍法會議ノ檢察官、地方裁判所若ハ區裁判所ノ檢事又ハ相當官署ニ裁判ノ執行ニ關スル處分ヲ囑託スルコトヲ得

第五百二十九條　刑ヲ言渡シタル裁判ノ解釋ニ付疑アルトキハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ハ言渡ヲ爲シタル軍法會議ニ疑義ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五百三十條　刑ノ執行ヲ受クル者又ハ其ノ法定代理人、保佐人若ハ夫執行ニ關シ檢察官ノ爲シタル處分ヲ不當トスルトキハ裁判ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五百三十一條　疑義又ハ異議ノ申立ハ其ノ裁判アル迄之ヲ取下クルコトヲ得

疑義若ハ異議ノ申立又ハ其ノ取下ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第四百四十一條ノ規定ハ疑義若ハ異議ノ申立又ハ其ノ取下ニ之ヲ準用ス

第五百三十二條　疑義又ハ異議ノ申立ヲ受ケタル軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ

第五百三十三條　罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル爲爲シタル勞役場留置ノ執行ニ付テハ刑ノ執行ニ關スル規定ヲ準用ス

附　則

第五百三十四條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム本法第二編第二章中親告罪ノ告訴、請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付テノ請求及時效ニ關スル規定ニ付テハ勅令ヲ以テ別ニ其ノ施行期日ヲ定ム

親告罪ノ告訴、請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付テノ請求及時效ニ關シテハ前項ノ規定ニ依リ定ムル施行期日ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル

第五百三十五條　海軍治罪及臨時海軍軍法會議法ハ之ヲ廢止ス

第五百三十六條　本法ハ本法施行前ニ生シタル事件ニ亦之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ本法施行前舊法ニ依リ爲シタル訴訟手續ノ效力ヲ妨ケス

本法施行前舊法ニ依リ爲シタル訴訟手續ニシテ本法ニ之ニ相當スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

第五百三十七條　本法施行前裁判權ヲ有スル事件ニ付審問、審判又ハ判決ノ命令アリタルトキハ本法ニ依リ軍法會議裁判權ヲ有セサルトキト雖軍法會議之ヲ審判ス

第五百三十八條　本法施行前軍法會議裁判權ヲ有セサル事件ニ付通常裁判所其ノ他ノ官署ニ公訴ノ提起アリタルトキハ本法ニ依リ軍法會議裁判權ヲ有スルトキト雖公訴ヲ受ケタル官署之ヲ審判ス

第五百三十九條　從來ノ軍法會議ハ本法ニ於テ之ニ相當スル軍法會議トス

第五百四十條　本法施行前管轄權ヲ有スル事件ニ付審問、審判又ハ判決ノ命令アリタルトキハ本法ニ依リ管轄權ヲ有セサルトキト雖其ノ命令ヲ受ケタル軍法會議之ヲ審判ス

第五百四十一條　本法施行前審判ヲ委シタル事件ハ第三百十二條又ハ第三百三十三條ノ規定ニ依リ移送アリタルモノト看做ス

第五百四十二條　本法施行ノ際在職ノ判士長及判士ハ本法ニ依ル判士トス

第五百四十三條　本法施行ノ際在官ノ主理ハ別ニ辭令ヲ用キス海軍法務官ニ任セラレタルモノトス

本法施行ノ際休職ノ主理ハ本法ニ依リ休職ヲ命セラレタル海軍法務官トス

本法施行ノ際ニ限リ第三十九條ノ事由ナキトキト雖海軍大臣ハ海軍法務官ニ休職ヲ命スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ休職ト爲リタル海軍法務官ノ休職ノ期間ハ三年トシ第二項ノ者ニ在リテハ本法施行前休職ト爲リタル時ヨリ之ヲ起算ス

前項ノ休職ト期間滿期ト爲リタルトキハ退職トス

第五百四十四條　本法施行前發シタル收禁狀ハ之ヲ本法ニ依リ發シタル勾留狀ト看做ス

第五百四十五條　本法施行前ニ爲シタル檢察ノ處分ハ之ヲ本法ニ依リ爲シタル捜査ノ處分ト看做ス

第五百四十六條　本法施行前檢察ノ處分ニ著手シタル官署本法ニ依リ捜査權ヲ有セサルトキハ速ニ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢察官又ハ海軍司法警察官ニ送付スヘシ本法施行前告訴又ハ告發ヲ受ケタル官署亦同シ

第五百四十七條　第二百九十二條ノ期間ハ同條施行前犯人ヲ知リ又ハ婚姻ノ無効若ハ取消ノ裁判

確定シタル場合ニ於テハ同條施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第五百四十八條　本法施行前檢察具申アリタル事件ニシテ海軍治罪法第五十二條ノ手續ヲ爲サザルモノハ之ヲ第三百六條又ハ第三百七條ノ規定ニ依リ報告アリタルモノト看做ス

第五百四十九條　本法施行前ニ爲シタル審問ハ之ヲ本法ニ依リ爲シタル豫審ト看做ス

本法施行前審問ニ著手シタル事件ハ之ヲ本法ニ依リ豫審ノ請求アリタルモノト看做ス

第五百五十條　本法施行前海軍治罪法第七十八條第二號ノ規定ニ依リ具申アリタル事件ニシテ長官ノ命令又ハ認可ナキモノハ之ヲ第三百三十一條ノ規定ニ依リ報告アリタルモノト看做ス

第五百五十一條　本法施行前審問ニ於テ免訴ノ言渡アリタル事件ニ付テハ新ナル事實又ハ證據ヲ發見シタルトキニ限リ更ニ豫審ヲ請求シ又ハ公訴ヲ提起スルコトヲ得

第五百五十二條　本法施行前判決ニ著手シタル事件ハ之ヲ本法ニ依リ公訴ノ提起アリタルモノト看做ス

第五百五十三條　本法施行前判決ヲ終ヘ裁判宣告ヲ爲サザル事件ハ舊法ニ依リ之ヲ終結スヘシ

第五百五十四條　本法施行前海軍治罪法第百一條ノ規定ニ依リ又ハ同法百二條各號ニ記載シタル事由ニ因リ再審ノ命令アリタル事件ハ舊法ニ依リ之ヲ終結スヘシ

第五百五十五條　本法施行前海軍治罪法第百二條又ハ同法第百三條ノ規定ニ依リ再審ノ申訴又ハ具申アリテ命令ナキ事件ハ之ヲ本法ニ依リ管轄軍法會議ニ再審ノ請求アリタルモノト看做ス

第五百五十六條　本法施行前提起シタル私訴ハ之ヲ第四百十五條ノ規定ニ依ル損害回復ノ請求ト看做ス

第五百五十七條　本法施行前言渡シタル私訴裁判ノ强制施行ニ付テハ第五百二十三條ノ規定ヲ準用ス

第五百五十八條　本法施行前進行ヲ始メタル私訴ノ時効ハ從前ノ規定ニ從フ

第五百五十九條　本法ニ依リ市町村吏員ノ行フヘキ職務ハ市制町村制ヲ施行セサル地並ニ朝鮮、臺灣、樺太及關東州ニ在リテハ勅令ヲ以テ指定スル官吏吏員之ヲ行フ

第五百六十條　本法ニ記載シタル刑法ノ規定ハ朝鮮臺灣及關東州ニ在リテハ各之ニ相當スル法令ノ規定トス

○大正九年二月十二日（木曜日）

午前十時七分開議

議事日程　第十一號

第一　和田維四郎君、平井六右衞門君、二階堂三郎左衞門君請暇の件

第二　大正八年法律第五號中改正法律案（政府提出衆議院送付）　第一讀會

第三　鐵道敷設法中改正法律案（政府提出、衆議院送付）　第一讀會

第四　刑事交渉法案（政府提出）　第一讀會

第五　陸海軍軍法會議私訴裁判强制執行法廢止法律案（政府提出）　第一讀會

第六　大正八年勅令第三百四號（承諾を求むる件）（衆議院送付）　會議

第七　大正八年勅令第四百七十八號（承諾を求むる件）（衆議院送付）　會議

第八　平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

○議長（公爵德川家達君）　是より諸般の報告を致させます。

〔長谷川書記官朗讀〕

去る六日豫算委員分科會に於て當選したる主査の氏名左の如し

第一分科　主査　伯爵奧平昌恭君
第二分科　主査　伯爵松浦厚君
第三分科　主査　伯爵林博太郎君
第四分科　主査　男爵村上敬次郎君
第五分科　主査　淺田德則君
第六分科　主査　藤田四郎君

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案特別委員會
委員長　伯爵奧平昌恭君
副委員長　子爵大河内正敏君

貴族院規則改正の動議特別委員會
委員長　侯爵花山院親家君
副委員長　伯爵廣澤金次郎君

同日内閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられたる旨の通牒を受領せり

大藏省所管事務政府委員
大藏書記官　神鞭常孝君

去る九日政府より左の法律案を提出せり

刑事交渉法案
陸海軍軍法會議私訴裁判强制執行法廢止法律案

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

大正八年勅令第三百四號（承諾を求むる件）
大正八年勅令第四百七十八號（承諾を求むる件）

同日内閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられたる旨の通牒を受領せり

農商務省所管事務政府委員
農商務技師　野間響雄君

一昨十日衆議院より左の政府提出案を受領せり

所得税法改正法律案
所得税法の施行に關する法律案
酒造税法中改正法律案
酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案
麥酒税法中改正法律案
明治四十一年法律第二十四號中改正法律案
國債償還資金の繰入を爲さざることに關する法律案

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案可決報告書

○議長（公爵德川家達君）　是より本日の會議を開きます、議事日程第一、和田維四郎君、平井六右衞門君、二階堂三郎左衞門君請暇の件、和田君病氣に付き、十九日間、平井君病氣に付き十八日間、二階堂君事故に付き十八日間の請暇でございます、何れも許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　議事日程第二、大正八年法律第五號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、御異議がなければ本日も通牒文の朗讀は省略いたしたく存じます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

〔左の送付文及議案は朗讀を經さるも參照のため玆に載錄す以下之に傚ふ〕

大正八年法律第五號中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月五日

衆議院議長　大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

大正八年法律第五號中改正法律案

大正八年法律第五號中左ノ通改正ス

「百五十五萬五千四百八十八圓」ヲ「二百十七萬七千六百八十三圓」ニ改ム

參照

大正八年法律第五號

第一回國勢調査施行ノ爲市區町村ニ於テ要スル經費ニ充テシムル爲國庫ハ百五十五萬五千四百八十八圓ヲ限リ之ヲ道府縣ニ交付ス

前項ノ規定ニ依リ交付スル金額ノ割合ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

〔政府委員牛塚虎太郎君演壇に登る〕

○政府委員（牛塚虎太郎君）　本案提出の理由を私より一應申述べます、第一回國勢調査の爲に市町村で要しまする經費に充てる爲に國庫より交付します金額は、大正八年の法律第五號に依りまして百五十五萬五千四百八十八圓と云ふことに既に確定いたして居つたのであります、然るに物價騰貴の爲に今回幾分增額を致しまして、之を二百十七萬七千六百八十三圓に改めたいと云ふのが本案提出の理由であります、原因は物價騰貴でありまして、案は至つて簡單であります、どうぞ御審議の上速に御協贊あらむことを希望いたします。

○伯爵柳澤保惠君　質問を致します、昨年の議會に於きまして此案は出ました、其時の政府委員の御答辯に依りまして拜承しますと、物價騰貴を見込んで十分に見込んであると云ふことは委員會の速記にもあります、然るに今回の增額は殆どそれに倍するに近い所のものであります、恐らくは物價騰貴のみにあらずして、何か他の事も含んで居るかと思ひます御説明が餘り簡單でありますから、詳細に徹底するやうに御願したいと思ひます。

〔政府委員牛塚虎太郎君演壇に登る〕

○政府委員(大塚[illegible]太郎君) 唯今の御質問に御答を致しますが、昨年の答辯は唯今記憶をして居りませぬのでありますが、併し昨年と雖も此將來の物價騰貴までは見てありませぬので、昨年豫算編成當時の狀況にだて先づ差支なからうと云ふ見當でありましたのでありますが、其後の物價騰貴の趨勢は既に御存じのやうな情勢でありまして、一般の豫算の上に於きましても各々相當增額を致して居るのでありますから、是のみ其儘にして置くことは出來ませぬので、今回僅ばかりでありますが增額を致した次第であります。

○議長(公爵德川家達君) 他に御質問もないと考へますから特別委員の氏名を書記官をして朗讀を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

大正八年法律第五號中改正法律案特別委員

侯爵佐々木行忠君　子爵藪　篤麿君
男爵本田親濟君　男爵藤堂高成君
男爵矢吹省三君　西久保弘道君
石橋　諦二君　佐藤傳兵衞君
鎌田勝太郎君

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第三、鐵道敷設法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

鐵道敷設法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月五日

衆議院議長　大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

鐵道敷設法中改正法律案

鐵道敷設法中左ノ通改正ス

第七條第一項第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 中央豫定線ノ内山梨縣下甲府ヨリ靜岡縣下岩淵ニ至ル鐵道中山梨縣下甲府ヨリ丸瀧ニ至ル鐵道

同項第八號末尾ニ左ノ如ク加フ

及本線ヨリ分岐シテ山形縣下米澤ニ至ル鐵道中新潟縣下坂町ヨリ山形縣下今泉ニ至ル鐵道

同項第十一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 奧羽豫定線ノ内巖手縣下盛岡ヨリ山田ニ至ル鐵道

同項第十八號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 山陰及山陽連絡豫定線ノ内廣島縣下廣島ヨリ島根縣下濱田ニ至ル鐵道中島根縣下江津ヨリ廣島縣下三次ニ至ル鐵道

同項第三十號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 九州豫定線ノ内福岡縣下飯塚ヨリ原田ニ至ル鐵道中同縣下長尾ヨリ原田ニ至ル鐵道

〔政府委員床次竹二郎君演壇に登る〕

○政府委員(床次竹二郎君) 鐵道敷設法中改正案に付て説明を申上げます、今や我が國有鐵道の延長は六千二百餘哩になつて居りまして、之に私設鐵道約二千哩を加へますれば、其延長八千二百哩に及びます、けれども之を我國の現狀から見ますれば、又地方の開發上に付て考へて見まするときは、更に進んで鐵道の普及を圖る必要があると認めます、依つて今回新に本線路五線其延長二百二十四哩、及輕便線二十一線其延長七百七十二哩、合計九百九十六哩を選定いたしましたのであります、其建設費は總計約二億二千七百萬圓であります、之を九年度以降十箇年間に建設する豫定でございます、其改正案は鐵道敷設法中の豫定線として揭げられましたる本線路、即ち甲府丸瀧間、坂町今泉間、盛岡山田間、江津三次間・長尾原田間の五線路を第一期線とする爲に改正を要する次第であります、何卒御協贊を願ひます

○矢口長右衞門君 唯今鐵道敷設法が提出されましたが、此當議會に於て改正を要するものは是だけでございますか、まだ他にもございますか、有りとすれば此際同時に出した方が宜からうと思ひますが、當議會には此決定だけしかありませぬか、茲に提出しました所の法律改正案より御提出にならぬ積りでございますか、ちよつと御聽き申します。

〔政府委員床次竹二郎君演壇に登る〕

○政府委員(床次竹二郎君) 唯今の御尋を能く聽取り兼ねましたが、此際には先づ是だけで置く積りであるかと云ふ御尋のやうに受取りましたが、左樣でございますれば其通りでございます、併ながら多分御手許に既に御配布申上げてあるかと考へますが、鐵道網の調査を致しまして、將來には全國二萬哩位までは敷設になりたいものであると云ふ希望を有つて居ります、是は能く審議を致した上に、又財政の考慮を致しました上に、他日又更に提出することもあらうかと考へます、今日は先づ是で止めて置く譯でございます。

○矢口長右衞門君 唯今質問いたしましたのは本年度は是で止めて置くと云ふことでございますが、大體唯今の御説明に依つて明瞭いたしましたが、尙ほ鐵道網と云ふことに付て是は今日幾らか之に付て大體の御説明がございましたが、今日は此事は議題外でございますから鐵道網に付ては御説明はございませぬか、議題外に渉つては致さぬのでございますか如何ですか。

○議長(公爵德川家達君) 矢口君に伺ひます、唯今のは議長に對しての質問でございますか。

○矢口長右衞門君 政府委員に……

○議長(公爵德川家達君) 政府委員に對して……

○矢口長右衞門君 はい。

〔政府委員床次竹二郎君演壇に登る〕

○政府委員(床次竹二郎君) 唯今の御尋は大分煩雜になりますでございますから、何れ此敷設法の委員會の際に精しく申上げた方が宜からうと考へます。

○議長(公爵德川家達君) 特別委員の氏名を御報告に及びます。

〔岡書記官朗讀〕

鐵道敷設法中改正法律案特別委員

子爵新庄直知君　子爵秋田重季君
平井晴二郎君　中村是公君
男爵今園國貞君　男爵辻太郎君
麻生太吉君　石谷傳四郎君
近岡理三郎君

○議長(公爵德川家達君) 御異議がなければ議事日程第四、第五は束ねて問題に供します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 第四、刑事交渉法案、第五、陸海軍軍法會議私訴裁判強制執行法廢止法律案 政府提出、第一讀會。

刑事交渉法案

右勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正九年二月九日

内閣總理大臣兼司法大臣　原　敬
海軍大臣　加藤友三郎
陸軍大臣　田中義一

刑事交渉法

第一條 通常裁判所ノ裁判權ニ屬スル事件ト軍法會議ノ裁判權ニ屬スル事件ト牽連スルトキハ檢事及司法警察官ハ軍法會議ノ裁判權ニ屬スル事件ニ付、陸海軍ノ檢察官、陸軍司法警察官及海軍司法警察官ハ通常裁判所ノ裁判權ニ屬スル事件ニ付捜査ヲナスコトヲ得

數個ノ事件ハ左ノ場合ニ於テ牽連スルモノトス

一 一人數罪ヲ犯シタルトキ

二 數人共ニ同一又ハ別個ノ罪ヲ犯シタルトキ

三 數人通謀シテ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ

四 數人同時ニ同一ノ場所ニ於テ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ

犯人藏匿ノ罪、證憑湮滅ノ罪、僞證ノ罪、虛僞ノ鑑定通譯ノ罪及贓物ニ關スル罪ト其ノ本犯ノ罪トハ共ニ犯シタルモノト看做ス

第二條 陸海軍ノ檢察官、陸軍司法警察官及海軍司法警察官ハ陸軍又ハ海軍ノ部隊内ノ犯罪事件ニシテ通常裁判所ノ裁判權ニ屬スルモノニ付捜査ヲナスコトヲ得

第三條 檢事及陸海軍ノ檢察官ハ前二條ノ規定ニ依リ捜査ヲナスコトヲ得ヘキ事件ニ付豫審ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ豫審ノ請求ヲ受ケタル豫審判事又ハ豫審官ハ必要ナル處分ヲナシタル後豫審判事ハ檢事ニ豫審官ハ陸海軍ノ檢察官ニ事件ヲ交付スヘシ此ノ場合ニ於テ豫審判事又ハ豫審官ハ前ニ發シタル勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ之ヲ發スルコトヲ得

第四條 陸軍軍法會議法第一條第一項第一號又ハ海軍軍法會議法第一條第一項第一號ニ記載シタル者ニ對シ通常裁判所又ハ豫審判事ノ發シタル勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ現行犯ニ關スルモノヲ除クノ外其ノ所屬ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾ヲ求ムヘシ所屬ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ハ軍事上已ムコトヲ得サル事由アルニ非サレハ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

陸軍軍法會議法第一條第一項第一號又ハ海軍軍法會議法第一條第一項第一號ニ記載シタル者ニ對シ現行犯ニ關シ通常裁判所、豫審判事、檢事又ハ司法警察官ノ發シタル勾引狀又ハ勾留狀ノ執行アリタルトキハ之ヲ發シタル者速ニ其ノ旨ヲ執行ヲ受ケタル者ノ所屬ノ長又ハ之ニ代ルヘ

キ者ニ通知スヘシ

第五條　通常裁判所ノ裁判權及軍法會議ノ裁判權ニ屬スル同一事件ニ付雙方ニ公訴ノ提起アリタルトキハ最初ニ公訴ノ提起アリタル官署之ヲ審判ス

前項ノ場合ニ於テ通常裁判所及軍法會議共ニ便宜ト認ムルトキハ後ニ公訴ノ提起アリタル官署ニ於テ事件ノ審判ヲナスヘキ旨ノ決定ヲナスコトヲ得

第六條　通常裁判所、豫審判事又ハ檢事ト軍法會議、豫審官又ハ陸海軍ノ檢察官トハ相互ニ牽連事件ニ關スル調書其ノ他ノ書類又ハ證據物ノ送付又ハ閲覽ヲ求ムルコトヲ得

檢事ハ豫審官、陸海軍ノ檢察官、陸軍司法警察官又ハ海軍司法警察官ニ對シ第二條ニ掲クル犯罪事件ノ豫審又ハ搜査ニ關スル書類又ハ證據物ノ送付又ハ閲覽ヲ求ムルコトヲ得

第七條　檢事軍法會議ノ裁判權ニ屬スル事件ニ付搜査ヲナシ又ハ通常裁判所若ハ豫審判事ヨリ事件ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ陸海軍ノ檢察官ニ送致スヘシ

陸海軍ノ檢察官、陸軍司法警察官又ハ海軍司法警察官、通常裁判所ノ裁判權ニ屬スル事件ニ付搜査ヲナシ又ハ軍法會議若ハ豫審官ヨリ事件ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ檢事ニ送致スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ送致前ニ發シタル勾留狀ハ送致後ニ於テモ其ノ效力ヲ有ス

前項ノ勾留狀ハ送致ヲ受ケタル官署五日内ニ豫審ヲ請求シ又ハ公訴ヲ提起セサルトキハ其ノ效力ヲ失フ

第八條　豫審判事ノナシタル免訴ノ決定確定シタルトキハ陸海軍ノ檢察官ハ新ナル事實又ハ證據ヲ發見シタルトキニ非サレハ同一事件ニ付豫審ヲ請求シ又ハ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

陸海軍ノ檢察官豫審ノ取調終了後不起訴處分ヲナシ又ハ豫審ノ請求ヲ取消シタルトキハ檢事ハ新ナル事實又ハ證據ヲ發見シタルトキニ非サレハ同一事件ニ付公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

軍法會議公訴ノ取消ニ因リ公訴棄却ノ決定ヲナシタルトキハ檢事ハ同一事件ニ付公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

第九條　前條ノ規定ニ違反シテ豫審ヲ請求シ又ハ公訴ヲ提起シタルトキハ豫審官又ハ軍法會議ハ豫審ノ請求ヲ却下シ又ハ判決ヲ以テ公訴棄却ノ言渡ヲナスヘシ

第十條　刑事訴訟法ニ依ル時效ノ中斷ハ軍法會議ノ裁判權ニ屬スル事件ニ付、陸軍軍法會議法又ハ海軍軍法會議法ニ依ル時效ノ中斷ハ通常裁判所ノ裁判權ニ屬スル事件ニ付其ノ效力ヲ有ス

第十一條　本法ハ陸海軍官憲ト朝鮮、臺灣、關東州ノ司法官憲其ノ他ノ特別司法官憲トノ間ニ於ケル刑事交渉事項及陸軍司法官憲ト海軍司法官憲トノ間ニ於ケル刑事交渉事項ニ付之ヲ準用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治十八年第十二號布告ハ之ヲ廢止ス

參照

明治十八年第十二號布告

普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交渉ノ件處分法左ノ通制定ス但從前ノ成規中本則ニ牴觸スルモノハ當分施行セス

第一條　常人ニシテ陸軍刑法若クハ海軍刑法ノ罪ヲ犯シタル者ハ普通裁判所ニ於テ之ヲ審判ス但刑ノ執行ハ普通ノ規則ニ從フ

第二條　軍人常人共ニ重罪輕罪ヲ犯シタルトキハ軍人ハ軍法會議ノ判決ニ付シ常人ハ普通裁判所ノ公判ニ付ス軍衙ニ於テ共犯人ヲ逮捕シタルトキハ常人ハ審問ノ上證憑書類ト共ニ之ヲ管轄ノ普通裁判所檢事ニ送致シ普通裁判所ニ於テ共犯人ヲ逮捕シタルトキハ軍人ハ審問ノ上證憑書類ト共ニ之ヲ被告人ノ所屬長若ハ陸海軍檢察官ニ送致スヘシ

第三條　敵前軍中臨戰合圍ノ地若クハ海軍諸用ニ供スル船艦ニ在テ重罪輕罪ヲ犯シタルトキハ常人ト雖モ軍法會議ニ於テ之ヲ審判スルコトヲ得但戒嚴令第十一條第十二條ニ揭クルモノハ軍法會議ニ於テ之ヲ審判スヘシ

第四條　軍法會議ト普通裁判所トノ管轄違ニ付テハ軍法會議又ハ普通裁判所ノ言渡ニ對シ普通治罪法ニ定メタル手續ニ從ヒ大審院ニ上告スルコトヲ得但軍法會議ノ言渡ニ對シ上告スルハ被告人ニ限ルヘシ

第五條　多衆ノ軍人常人鬪毆殺傷其他獄疑ニ係ル罪ヲ犯シタルトキハ軍官法司會同審問スルコトヲ得

第六條　軍法會議ト普通裁判所トヲ問ハス既ニ確定シタル裁判ノ效力ハ互ニ之ヲ侵スコトヲ得ス

右奉　勅旨布告候事

陸海軍軍法會議私訴裁判强制執行法廢止法律案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

大正九年二月九日

内閣總理大臣兼司法大臣　原　　　敬

海軍大臣　加藤友三郎

陸軍大臣　田中　義一

陸海軍軍法會議私訴裁判强制執行法廢止法律案

陸海軍軍法會議私訴裁判强制執行法ハ之ヲ廢止ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際强制執行中ノ事件ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

〔國務大臣加藤友三郎君演壇に登る〕

○國務大臣（加藤友三郎君）　唯今議題に相成りました刑事交渉法案に付ては通常裁判所の裁判權に屬します事項と、軍法會議の裁判權に屬しまする事項との交渉を要しまする場合の處分法は明治十八年に規定されました一つの規定があるのでございます、此規定が不備でございまするのと、先般本院に提出いたしました陸海軍軍法會議法案の制定に伴ひまして茲に本案を制定いたす必要を感じました次第でございます、又第五の强制法に關しまする事柄は先きに提出いたしました陸海軍軍法會議法案に依りますると、刑事附帶の私訴の裁判は致さないことに相成つて居るのでございます、從つて明治二十三年に制定されて居りまする所の此强制法案なるものは必要が無くなりましたのでございます、爲に是が廢止を致しまする必要がございますので本案を提出いたしました次第でございます、何卒御審議の上御協賛を願ひます。

○議長（公爵德川家達君）　諸君に於て御異議がなければ、第四、第五の法案は陸海軍軍法會議法案の委員に付託したいと考へます

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　議事日程第六、大正八年勅令第三百四號、（承諾を求むる件）衆議院送付、

會議。

大正八年勅令第三百四號

右本院に於て承諾すへきものと議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月九月

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

朕講和條約ニ依リ生スルコトアルヘキ要償ノ擔保ヲ保全スルノ緊急ナルヲ認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ獨逸國等ニ屬スル財產管理ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

大正八年六月二十三日

内閣總理大臣兼司法大臣　原　　　敬

海軍大臣　加藤友三郎

外務大臣　子爵内田　康哉

大藏大臣　男爵高橋　是淸

陸軍大臣　田中　義一

農商務大臣　山本　達雄

内務大臣　床次竹二郎

文部大臣　中橋德五郎

遞信大臣　野田卯太郎

勅令第三百四號

第一條　政府ハ獨逸國、墺地利洪牙利國若ハ土耳其國ニ屬シ又ハ其ノ國人若ハ法人ニ屬スル財產ヲ管理スルコトヲ得

第二條　政府ハ前條ノ財產ノ所有者保管者其ノ他關係者ニ對シ其ノ財產ノ所在、種類、數量、價額、權利狀態其ノ他管理ニ必要ナル事項ノ申告ヲ命スルコトヲ得

第三條　當該官吏又ハ吏員ハ第一條ノ財產ニ關シ調査ノ爲必要ナル場所ニ立入リ若ハ檢査ヲ爲シ又ハ其ノ財產ノ所有者、保管者、其ノ他關係者ニ對シ調査資料ノ提供ヲ命シ若ハ供述ヲ求ムルコトヲ得

第四條　第一條ノ財產ノ管理ハ當該官廳ノ管理命令ヲ以テ之ヲ開始ス

管理命令ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第五條　當該官廳ハ管理財產ニシテ登記又ハ登錄ノ規定アルモノニ付テハ管理財產タル旨ノ登記又ハ登錄ヲ關係ノ官廳其ノ他ニ囑託又ハ請求スヘシ

當該官廳ノ管理財產債權ナルトキハ管理財產タル旨ヲ債務者ニ通知スヘシ

第二項ノ規定ニ依ル手續ヲ爲スヘキ財產ノ管理ハ登記若ハ登錄又ハ通知アルニ非サレハ之ヲ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第六條　前二條ノ規定ハ財產ノ管理ヲ終了スル場合ニ之ヲ準用ス

第七條　當該官廳ハ管理財產ノ所有者又ハ保管者ニ對シ其ノ引渡ヲ命スルコトヲ得

第八條　管理ニハ財產ノ換價其ノ他ノ處分ヲ包含ス

政府カ擔保權ノ目的タル管理財產ヲ換價シタルトキハ擔保權ハ代金ノ上ニ存在ス此ノ場合ニ於テハ其ノ代金ハ別ニ之ヲ保管スヘシ

第九條　第一條ノ國、國人又ハ法人ハ其ノ者ニ屬スル管理財產ニ關シ處分其ノ他ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第十條　管理財產ハ管理ニ依リテ生シタル權利ニ基ク場合ヲ除クノ外民事上ノ强制執行又ハ競賣ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條　財產ノ管理ニ要スル費用ハ本人ニ屬スル管理財產ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ得

第十二條　財產ノ管理ヲ免ルルノ目的ヲ以テ財產ノ隱匿、處分、毀棄ヲ爲シ若ハ爲サムトスル行爲アリタル者又ハ情ヲ知リテ其ノ處分ヲ受諾シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三月以下ノ懲役若ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

一　第二條ノ規定ニ依リ命セラレタル申告ヲ爲サス又ハ虛僞ノ申告ヲ爲シタル者

二　第三條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ執行ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ、調査資料ノ提供ヲ爲サス若ハ虛僞ノ調査資料ヲ提供シ又ハ供述ヲ拒ミ若ハ虛僞ノ供述ヲ爲シタル者

三　第七條ノ規定ニ依ル引渡ノ命令ニ應セサル者

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　緊急勅令に付て說明を致します、先きに講和會議の際に特約國には其國內に在りまする敵國、又は其國人、若くは法人に屬する財產を以て帝國の版圖內に於て締約國民の財產に付て受けましたる戰時の損害、並に債權の補償に充當せらるべき情勢でありましたので、右要償の擔保を保全すること緊急なりと認められまして、大正八年六月二十三日勅令第三百四號を公布せられたのでございます、此度批准になりました平和條約に依りますれば、帝國臣民及法人の受けたる損害、並に債權は前述の財產を以て補償せらるることになりましたので、此勅令は尙ほ當分の中其效力を存續せしむるの必要がございます、依つて玆に御承諾を求める次第でございます、宜しく御審議を……

○議長（公爵德川家達君）　特別委員の氏名を報告に及びます。

〔岡書記官朗讀〕

大正八年勅令第三百四號（承諾を求むる件）特別委員

伯爵川村鐵太郎君　子爵野村益三君
子爵西尾忠方君　男爵二條正麿君
男爵池田長康君　杉田定一君
川上親晴君　星島謹一郎君
伊丹彌太郎君

○議長（公爵德川家達君）　第七、大正八年勅令第四百七十八號（承諾を求むる件）衆議院送付、會議。

大正八年勅令第四百七十八號

右本院に於て承諾すへきものと議決せり依て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月九日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

朕玆ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ大豆、生牛肉、鳥卵、綿織絲及綿織物ノ輸入稅ノ低減又ハ免除ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名　御璽

大正八年十一月二十七日

內閣總理大臣兼司法大臣　原　敬
海軍大臣　加藤友三郎
外務大臣　子爵內田康哉
大藏大臣　男爵高橋是淸
陸軍大臣　田中義一
農商務大臣　山本達雄
內務大臣　床次竹二郎
文部大臣　中橋德五郎
遞信大臣　野田卯太郎

勅令第四百七十八號

政府ハ當分ノ內勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ大豆、生牛肉、鳥卵、綿織絲及綿織物ノ輸入稅ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣（山本達雄君）　本令は大豆外數品の關稅を免除する爲に發せられました緊急勅令でございます、昨年來一般の物價昂騰が激しくありまして、それに鑑みて豫て關稅の免除輕減を致して居ります、其米、大麥、小麥及小麥粉以外にも尙ほ生活上必要品たる大豆、生牛肉、鳥卵、綿絲及綿布の關稅を免除いたしまして、其輸入を容易に致し需給の調節を圖りまするとの緊急措き難き必要が生じましたのであります、それ故に議會の開會を待つ暇もなく昨年十一月緊急勅令を發せられたる次第であります、尙ほ今後に於きましても此効力を存續せしむる必要がありますので、玆に憲法第八條の規定に從ひまして本令を議會に提出したる次第であります、何卒御承諾を與へられむことを希望いたします。

○議長（公爵德川家達君）　特別委員の氏名を書記官をして朗讀致させます。

〔岡書記官朗讀〕

大正八年勅令第四百七十八號（承諾を求むる件）特別委員

伯爵林博太郎君　子爵榎本武憲君
高崎親章君　男爵小早川四郎君
男爵千秋季隆君　男爵東鄉安君
湯淺倉平君　伊藤傳七君
山田敞君

○議長（公爵德川家達君）　第八、平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案、政府提出、第一讀會の續、委員長報告。

〔左の報告書は朗讀を經ざるも參照のため玆に載錄す〕

平和條約ノ實施ニ伴フ流通證券及工業所有權ニ關スル法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正九年二月十日

右特別委員長　伯爵奧平昌恭

貴族院議長公爵德川家達殿

〔伯爵奧平昌恭君演壇に登る〕

○伯爵奧平昌恭君　唯今議題に上りました平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案の特別委員會の經過を報告いたします、此委員會は去ぬる七日に正副委員長の互選を致した儘で七日は散會を致しました、越えて十日に至りまして委員會を開きました、當日農商務大臣の本案に對する說明を聽取りました、本案に關する農商務大臣の提出の理由は過日本會議に於て大要は述べられてございまするが、倂ながら其微細の點に至つては詳細に承つたのでありますが其大要を玆に御紹介いたして置きます、即ち本案の提出に關する理由として同大臣は一、敵國たる獨逸國民の從來の所有して居つた特許權、實用新案權意匠權等に付きまして、其工業所有權の手續に於て今日まで權利を失つた者が此平和會議の結果再び其手續をするときは權利を認めてやる、故に其權利を認める爲に法案を提出した、其復活に關しては平和條約に於ては猶豫期間を一年と決めて居りませぬ、帝國に於ては之を一年とするのが一點でありまする、それから二が敵國人であつた者の權利を喪失して居る間に工業所有權を得て、或は事業を回復したり物品を製造して居る者に對しては工業所有權を繼續せしめむとするのが提案になつた第二の點でありまする、三が一及二に述べた如く本案を規定するときには墺地利洪牙利も同盟に加つて來るときは、獨逸と同樣な手續を實行して參つた時分は、又此兩國の臣民に對しても同樣の取扱をしなければならぬ、此三點に於て本案を提出したと云ふことを述べられました、尙ほ政府委員よりして工業所有權及流通證券と平和條約に關する詳細の說明を述べられましたけれども、煩雜に渉りまするから簡略にして置きます、倂ながら必要あつて述べなければなりませぬければ說明を致しまするが、長いものでございまするから省略して置きまする、本案に對する質問は色々起りましたが、特に此際諸君に御報告いたして置かなければならぬことは、過日本會に

於きまして江木翼君から御質問がありました、平和條約の實施に伴ひて他に法律の制定を要する事柄があるかどうかと云ふことの質問が本會議でございました、此質問に對して委員會に於きまして此事柄の答辯があつたかどうであるかと云ふことの質問を發せられた者がありました、で此答辯は本會議に於て法制局長官からして、答辯をせらるゝと云ふ趣でありましたからして、委員會では此質問に對して保留して置きました、それから第一條に付きまして色々質問がございました、特許權の期間に付ては色々質問を繰返しまして、其期間は一年を下らずと云ふことにした點に付ては中々質問がありました、平和條約第三百七條の精神より見て一年以上と云ふ意味を含んで居はしないか又同條第一項に「一年ヲ下ラサル期間內ニ於テハ何等ノ附加金又ハ過怠料ヲ徵收セラルルコトナク一切ノ行爲ヲ追完シ手續ヲ履行シ料金ヲ納付シ」とありまするが故、一年以上と云ふ意味を含むやうに解釋せらるゝ、又はさうでないのか或は一箇年間は何等の義務もない權利者も何等の迷惑も蒙らないと云ふ意味であるかと云ふ質問がありました、如何にも一年以上と條約文の精神から見て解せられる、之に關してはどうであるか、政府は如何なる解釋を探つて居るかと云ふ質問がありました此點に付きましての答辯は條約には「エ、ミニマムオブ、ワン、イヤー」と云ふことになつて居るから少くとも一年と云ふことの答辯がございました、遂に此問題からして條約の原文を調査しなければならぬと云ふことに立至つて、原文を讀んで貰つたやうな次第でありまする、此結果として政府委員の答辯は、一年を下らざる期間とあつて之を一年に爲すか或は一年何箇月と爲すかと云ふ規定を要する次第であると云ふ答辯を致しました、流通證券の期間は條約の原文に依れば三箇月とありまするが、日本にては六箇月と延長したることの理由の質問がありました、即ち地理上の關係からして本案が愈々法律となつて公布せらるゝまでの間の時日を要すると云ふことからして條約實施が卽に一月から開かれて三月まで三箇月間と云ふものは直ちに經過する、經過して仕舞ふからして多少延期したのであると答辯がございました、それから尤も第二條に至つては色々な質問が出て參りました、殊に特許に付ての質問が多うございました、其中を少しく御紹介いたします、特許の發明考案の如きものを獨逸人が得たものに付てのことを第二條では書いてあるやうであるが、戰前特許に付き獨逸人が得たものを日本人が其特許を得たと云ふときには、其得たるものに付ての權利と云ふものは條約實施に依つて權利者に影響を及ぼさないかどうであるか、若し影響をしないとすれば、同一の物品に付て二つの特許權者が日本に在ることとなるが此點はどうであるかと云ふ質問がございました、其答と致しまして今回の戰爭に依つて獨逸人が特許權の効力を回復したる場合には同じき特許權を日本人が得ると云ふやうなことはないと戰時中に制定せられた所の工業所有權の戰時法に依つて、獨逸人は皆工業所有權を失つたんでありまするが、それに付き此法律の精神にては特許が與へてあつたものに付き日本ではやらぬと云ふのか……やらぬと云ふのが原則になつて居ります、故に公知公用に基いて之をやらぬのでありまするかと云ふ質問がありました、其答辯として此場合に於きましても特許權が停止せられて居つても日本人に特許權を與へると云ふことがないと云ふ答辯がありました、それから戰時法に依る專用權と特許權との內容に付き質問がありました、其中日本人に專用免許を與へ講和條約の成立に依つて一年間に相當の手續をすれば、敵國人は從前の工業所有權を回復することが出來る、但し日本政府が日本人に與へたる專用免許權は何等影響もしない、敵國人の工業所有權者をして何等賠償を請求せられ、又は追訴せらるることもなくと云ふことになれば、此專用權特許權と云ふものが兩立して參ると云ふことに付て、何か此の間に問題は惹起しはしないかと云ふことの質問がありました、之に付きましては政府は昨年來條約の準備の際に佛蘭西大使に照會を致しました結果として、此點に付てはまだ判然として居ない、殊に其專用料等は從前の特許權者に計算をして支拂ふべきものになるかと云ふことに付て甚だ不明であると云ふ答辯がありました、此答辯の爲に再び質問が繰返されたのであります、過去に於きまして專用免許權者より政府の取つた免許料に付て外國人民の特許權者に返すと云ふことにすれば今後日本人の專用免許權者が專用權を實施するに付て特許權者に專用料を支拂はなければならぬと云ふこととなつて、折角政府の與へたる此權利者の効力を制限せらるる傾が起つて來る、且又過去に取立つた所の免許料を外國の特許權者にやるとすれば今後取立つた分までもやらなければならぬ、さうすると金額の多寡にも拘はる重大なる問題が起らうと思ひます、何故かと云ふと斯の如き特別なる權利を戰時中とは言ひながら內地人に與へた以上は之を保護しなければならぬ、さうでなければ國民に對する國家の信用に關する問題か起らうと思ふ、斯く申し來れば過去に政府の收めた免許料は特許權者にやるのであるのか、やらないのであるか若し又今後免許料は取らぬと云ふことにするならば專用權者が特許權者に免許料を拂ふのが當然であると主張されても致し方はない、でありまするからして過去に收めた免許料を特許權者にやらないとするならば、問題は總て解決するのであるけれども、之をやると云ふことになるならば、問題が起るだらうと思ひます、此點に付てはどうであると云ふ質問がございました、此點に關しての答は過去の分は支拂はないやうにしたいと思つて、佛蘭西大使にも問合はして見たけれども、まだ此點が判然しない、斯う云ふ答がありまして、此點が議論を繰返されて、決議の際に個人として希望が申出されることになつたんでありまする第三條に付ては極く簡單な質問であつたかと思ひます、第三條に付きましては「前二條ノ規定ノ適用ヲ受クル事項ト同樣ノ事項ニシテ」云々とある、此「同樣ノ事項」と云ふことは甚た曖昧に失しはしないかと云ふ質問がありました、で唯今申した通りに決議の際になりまして前の質問に關して免許料の多寡如何にも拘らず專用權に對しては專用料を徵收し特許權者に對して單り返還する理由を見出すことが出來ない、假に返還するとしたならば、種々なる問題を惹起すからして、政府の態度信用に關する問題であるから、將來外國の特許權者に特許料をやると云ふことのないやうにして貰ひたい、又專用權者が新たなる負擔を受くることは絕對にいけないと思ひますから、此際希望を述べて置くと云ふことを申出られたのでありまする、此希望は委員會の決議とする必要があるかどうかと云ふことを委員長は聽いて見ましたが、それ程の事でないと云ふことを述べられました、併ながら此希望に對し贊成を表せられた方もありまするからして申述べて置きます、決を採るに際しましては討論も用ひず、字句の修正も用ひず政府の提出した所の理由を委員會は是なりとして原案を可決した次第であります、是にて報告を終ります、若し委員會の內容に付て御質問等もございますれば、昨年病氣後まだ記憶力も十分でございませぬから、どうぞ他の委員の方から御申出でになることと存じます、是に、報告を終ります。

〔政府委員橫田千之助君演壇に登る〕

○政府委員(橫田千之助君)　過日本會議の席に江木翼君よりの質問に對して御答を致しまするが、平和條約の中にありまする條項中國際交渉の進捗に伴つて尙ほ立法するものもあり或は、事情のもう少し判明を待つて立法すべきものがある、今御協贊を得ます外に二三既に提出の準備になつて居るものもあります、併し江木君の御質問の趣意の憲法第二章に規定してある所の立法事項、此立法事項を條約に依つて定めた時に、之を更に法律の形式に依つて議會の協贊を經ると云ふことに政府は解釋して居らぬ、條約に於て法律を作るべきことを約束した場合、此場合に於ては政府は此條約に基いて法律案を提出いたしまするが、條約それ自身に於て權利義務を定めた場合に於ては、政府はそれを以て一種の條約法規と看做します、新に其內容を法律案として議會の協贊を請ふと云ふ解釋を致して居らぬ、此儀を御答いたします。

○江木翼君　條約の規定の內容其物が立法事項を規定しました場合に別に立法手續を要するや否やと云ふことは、學者の間に於きましては頗る議論のある所であらうと思ひまする、又我國の學者に於きましてもどちらかと申しますると別に立法手續を執るべしとなす所の學者が多いやうに私は思ふのでありまするが、斯の如き學說上の問題は玆に論ずるの要はないのでございます、私は歷代の政府が執來りました所の方針、即ち從來の事例はどうなつて居るか、此事を御尋して見たいと思ふ、此事柄は帝國議會の協贊權に關しまする問題でございまするが故に、唯一場の質問應答に依りまして此問題の解決を付けると云ふことは或は望むべきことでないかも知れませぬが、併ながら少くとも此際玆に四百四十箇條に亘る所の大條約案、其中には現行の法律、例へば民法でありますとか、商法でありますとか云ふやうな立派な成文になつて居りまする法律に題して除外な設けた所の規定が澤山あるので、現行の法律を條約が改正をすると云ふやうな結果を來たす次第でありま

するが當に、從來の事例と照し合して見まして、茲に將來に執らるべき所の方針と云ふものを我々が了解して居ることの必要があらうと思ひます、從來の事例はどうなつて居りまするかと云ふことを先づ以て伺ひたい。

〔政府委員横田千之助君演壇に登る〕

○政府委員(横田千之助君)　御答いたします、從來の事例は私の見る所に依りますと一定して居りませぬ、併し最近の事例に於きましては立法事項を條約て定めたときに條約それ自身が公式令に依つて公布する、それを以て別に法律案を出す手續を執らぬ例が最近あります、それは大正三年の船舶衝突に付て規定の統一に關する條約、海難に於ける救援救助に付ての規定の統一に關する條約、是等の條約の內容は悉く商法、民法、是等の關係の除外例を爲す規定が多い、併ながら之に付て別に法律案を提出いたさなかつたのであります、其他江木君の揭げられた例の中にも必ず是が法律を改めて出したと云ふ意味でもないものがある、條約の規定に斯う云ふものがあるぞと云ふ所の注意喚起の法條である、例外法に對する一般法規に於て他に例外法があると云ふやうな意味を書いた條項と云ふものは今日あるのでありまするが、今日までの事例に於きましては學者の説が二つに分れて居りまするが、條約に於て立法事項を定めた場合に於ても日本の憲法に於ては別に法律案を提出して議會の協贊を經べきものでないと云ふ事例が多いやうに考へて居る。

○江木翼君　尙ほ念の爲に伺ひまするが、唯今御擧げになりました所の大正三年二月の條約、海上衝突豫防、並に海難救援に關する規定の統一に關する條約、此以外にあるか分らぬのですか。

〔政府委員横田千之助君演壇に登る〕

○政府委員(横田千之助君)　餘程以前のことでありますが、明治二十八年、九年であります、此日清講和條約に於て國籍取得の場合に於ける條約、條約に於て國籍取得の事を取定めたことがあります、其點に付きましても矢張り條約其物を以て法律と看做して居る場合があると記憶して居ります。

○江木翼君　明治二十七、八年の事例は私も能く調べて居りませぬが、大正三年即ち明治四十何年でございますか公式令の公布になりました以後の事例に付きましては詳しく調べて見たのであります、所が大正三年二月の海上衝突豫防に關する所の條約の內容を按しまする所の立法事項の私が考へます所では全部と云ふものは既に海上衝突豫防法等に於て定めてある事柄のやうに思ふのであります、其以前既に立法の手續を經たものであるやうに思ふ、從ひまして殊更に新なる立法の手續をするに及ばぬ、それから海難救助に付ての規定の統一に關する條約、此條約に付ては成るほど其當時に於きましても何等の條約もなかつた、恰も海上衝突に關する立法の手續を執つてなかつたのでありますが、若し政府に於て十分御調査になりますと云ふと、多分水難救助法の二十三條と云ふものを御覽になりますれば、條約に別段の定めがある場合には水難救助法と云ふものは適用しないが、其定めがない場合には之を適用すると云ふ意味を含ませて法律の規定が出來て居ります、恰も關稅法の第一條に條約に於て特別の協定を經たる稅率に付ては其協定に依ると極めたのと同一の意味の規定がある、それ故に此點に付ては立法の手續を要しないで法律の効力を發生せしめると云ふ事の意味か明白であると思ふ、斯う考へて見ると、政府が唯今擧られました一二の事例に付きて見ますと、殆ど我國の事例と云ふものは、立法手續を執つて居る若くは立法の上に既に豫想して居ることである、新なる手續を執る事を必要としない手段を豫め立法の上に執つて居ると云ふ意味が明白であると思ふのであります、然るのみならず更に此立法手續を執りたる方の例を擧げて見ますれば殆ど枚擧に遑ない程あるのであります、條約締結の前後批准の前若くは後に於て立法の手續を執りました場合が非常に多い、些細なる事まで立法の手續を執つて居る、例へば亞米利加と臘虎、膃肭獸の獵獲を禁止すると云ふ條約を締結する、其當時の議會に既に禁止の法律と云ふものを制定する、其外擧げ來りますれば多々あるのであります、殆ど是までの事例に於きましては、立法事項を條約に依つて規定した場合には更に立法の手續を執ると云ふことは、日本の事例に於て殆ど例外がないのであります、唯一二の事例があつたからと云うて、此議會の協贊權と云ふものを防止すると云ふことは私は斷じて出來ないことではないかと思ふのであります、一體今回の條約を見まするのに、非常に重要な事柄を多々定めて居るのであります、區々たる所の立法の事項を極めて居るとか居らぬとか云ふ問題で私は彼れ此れ直ぐに異議を挾むと云ふ意味ではありませぬけれども併ながら今回の條約が締結されました以後の世界列國、殊に此同盟國聯合國に於きまして執りました所の手續はどう云ふ具合になつて居るかと申しまするとに日本と略々憲法上の手續等に於ては一致して居る所の國、例へば英國の如きに於きましては、此六月二十八日に調印が終りまするや否や、直ちに議會に本問題と云ふものは報告せられた、而かも四百四十箇條の全部と云ふものが全部議に付せられて居るやうに思ふ、申上げまする迄もなく、英吉利の憲法上の事例は國民の權利義務に關する事柄、例へば通商條約の如きものは議會の協贊を經ると云ふことになつて居りますが、普通の平和條約に付ては議會の議を經て居らないのであります、それでも四百四十箇條の全文と云ふものを議に付して居るやうに思ふのであります、是は私は此平和條約は此戰爭の大なるに顧みて將來の平和を確立せむとする所の此大企圖に對して、國民的理解並に國民的決意を以て此將來の世界の平和に貢獻しやうとする此意圖から出て居るものではないかと思ふのであります、其他の國に於ても憲法上の事例は多くは條約全部を議會に付すると云ふ國はないのであります、例へば今日の獨逸と條約の如きは憲法上別でありますが、他に於ては其事例が無いに拘らず、全文を掛けて居る所が少くない、然るに我國に於てはどうであるかと云ふと、六月二十八日の締結後何等臨時議會其他に報告等がないのみならず‥何等の手續がないのみならず、是までの事例と致しましては殆ど政府に於てはどう御認になるであらうか、大部分の立法事項と云ふものは條約に極めた場合に於ては更に立法手續を執ると云ふ事例の多いと云ふことは、假に一歩を讓つても少くも必ず御認になるであらうと思ひますが、其事例をまで無視して立法手續を執らざらむとせらるゝのは、どうしても本員は了解することが出來ない、世界の所謂大勢に逆行して行くのである、憲法上の解釋は兩樣に解釋が出來るとしても、既に事例が斯の如くである以上は、當然其事例を追はれるのが當然ではないかと私は思ふのであります、兎に角此點は私は唯今政府委員が御述になりましたことに付きまして、其事例が甚だ適合して居らぬ、從つて政府委員の御説明に私は承服しない、此點に付ては政府に於ても再思三考せられむことを希望いたしまする[illegible]に、又本[illegible]の諸公閣下に對しましては[illegible]權に關する問題であるとしまして[illegible]ひたいと思ふのでございます、尙ほ[illegible]る法律案が問題になつて居りまするに、[illegible]に於きましてもう一つ質問を致したいと思ひます、それは外の事ではございませぬ、[illegible]一月の十日の勅令第八號を見まするに、日本が今回國際聯盟の執行委員會と申したら宜しうございますか、或は五大國と申したら宜しうございますか……より統治の委任を受くべき筈になつて居る所の占領地に關する所の施政に關しては當分の中從前の例に依ると云ふことになつて居る、是は此場合に於て或は私は已むを得ない處置であると見て宜からうと思ひまするが、倂て此南洋の諸島に對する所の統治の根本法と云ふものは、政府に於ては如何になさる御考であるか、從つて一時は假に斯う云ふ所の豫備的手段を御執りになつたと致しましても本議會中改めて何か立法手續を御執りなさる御趣意であるかどうか、例へば臺灣に對しては彼の有名なる所の六十三號、或は朝鮮に對しては制令權を與へたる所の法律と云ふものがありまするが、矢張り此南洋諸島に對しても斯の如き手段を執らるゝ爲に本議會に立法手續をなさる御考であるかどうであるか、此點に付て當局の御考を御尋ねして置きたいと思ひます。

〔政府委員横田千之助君演壇に登る〕

○政府委員(横田千之助君)　南洋の委任統治のことに對しては、今私が御答いたしました冒頭に於て申上げました所の、事情の判明に伴ひまして立法をすべき事項が生ずるかも知れぬ、斯う申しました其中に這入つて居るのでありまして海軍當局の今調査中の事項になつて居ります。

○江木翼君　左樣いたしまするど委任統治を受けらるべき所の南洋諸島に付きましては、帝國の領土として、即ち帝國憲法の施行せらるゝ所の區域として立法をなさる、斯う云ふ御方針と承つて宜しうございますか。

〔政府委員横田千之助君演壇に登る〕

○政府委員(横田千之助君)　それ等の點に付きましても今海軍當局と彼の地の事情、それ等種々の事柄に付て攻究を盡した後でなければ、正確なる御答をする時期に到達せぬのであります。

○江木翼君　條約の二十二條を見ますれば、南洋諸島の委任に付ては極めて明確なる所の條項と云ふものが掲げてある、即ち南洋諸島の如きは「受任國領土の構成部分として其の國法の下に施政を行ふを以て最善とす」受任國領土の構成部分は英分を見ますと確か「アズ、インテグラル、ポーションス、オブ、テリトリー」とあります、日本領土の一部をなして居る……分つべからざる所の一をなすものとして、然も受任國の國法の下に統治をするを最善とすると云ふことを認めて居るのでありますから、此趣意から申しますれば恰も臺灣、或は樺太なりの其區域が日本の統治に歸するや否や直ちに憲法を施行せられたと同樣の手續を執らるる土地であると私は思ひますが、政府は左樣に御考にはならぬのでございますか尚ほ……

「政府委員横田千之助君演壇に登る」

○政府委員(横田千之助君)　其解釋に付きましては二樣の議論があるやうであります、今江木君の言はれるが如き意味合に於て、總ての處置と云ふものを進行すべく外務當局及海軍當局も進めて居るやうでありますが、併し他の列國との關係もありまして、果して江木君の言はれるが如く、全然領土と見て同一の法令の下に支配することが出來るかどうかと云ふことは、今後の研究に俟つべき事項があるだらうと思ひます、是だけのことを申上げます

○伯爵奧平昌恭君　直ちに第二讀會を開かれむことを希望します

○議長(公爵德川家達君)　まだ少し御早いやうでございます、阪谷男爵

「男爵阪谷芳郎君演壇に登る」

○男爵阪谷芳郎君　本員は此法律案に關係いたしまして、法律上の疑義ある點をちよつと確めて置きたいと考へます、是は委員長よりも政府より御答辯を願つた方が便利であらうと考へます、御承知の如くに特許權に付きましては、特許權と專用權と二つの權利が成立いたしたことになる、工業所有權の戰時法と共に平時の時代に這入つて來たのであります、それで現在の法律の上に於ても疑義がありまするで、政府より其疑義に付て説明いたして其意義を明かにして置きたいと考へます、第一は此獨逸人の特許權に係る發明に特許權者の承諾を得て實施する時は專用權者の承諾を得ざるも戰時工業所有權法に依る犯罪とならざるか、即ち特許權者と專用權者と二つある其の特許權者の承諾を得て、實施した場合には、專用權者の承諾がなくつても、戰時工業所有權法に依る犯罪とならぬか、其點を一つ伺つて置きたい、それから第二は專用權者の承諾を得て同一の發明を實施するときは特許權者の承諾なきも特許權の侵害とならざるか、即ち第二の場合は專用權者が承諾をして實施した場合は、特許權者の承諾がなくつても特許法の侵害とならぬか、御承知の如くに特許法の方の侵害は申告に依つて罪を俟つやうになつて居る、工業所有權の戰時法の方は申告を俟たずして直ちに犯罪を構成することになる、ちよつとそこに疑義が生じて來るのであります、それから第三は專用權者の承諾を得て其發明を實施するときは、戰時工業所有權法上適法であるかどうか、即ち此專用權者の承諾を得て發明を實施した場合は、戰時工業所有權上でそれは適法と認むるや否や、それから第四は、專用權の目的に係る特許權に無効の原因あるときは其特許の無効審判を請求し之を無効と爲し得べし此場合に於て專用權は勿論無効なるものと解して差支なきや、もう出願前に既に新聞雜誌に出て居つたと云ふやうなことで、其の無効の原因となるか、どうか――其特許の無効審判を請求し、之を無効となし得るであらうと思ひまするが、此場合に於て專用權は勿論無効となるものと解釋して差支ないかどうか、是は前申しました此特許權と專用權との二つの權利が一つの特許に付て並立したやうな場合になつて居ります、斯う云ふ疑義を生ずる譯であるのでございます、別に此本案に付て異議がある譯ではございませぬけれども、此場合に法律上の疑義の意思を明に致して置きたいと考へまして當局者の辯明を求めて置きます

「政府委員中井勵作君演壇に登る」

○政府委員(中井勵作君)　唯今の阪谷男爵の御質問に對して私より御答を致します、第一の獨逸人の特許權に係る發明は特許權者の承諾を得て實施するときは專用權者の承諾を得ざるも戰時工業所有權法に依つて犯罪とならざるや否やと云ふ點に付きましては、特許權と專用權とは各別に存在いたしまするものと解釋いたして居りますが故に、第一の御尋の場合には犯罪とならずと解釋いたして居ります、それから第二の專用權者の承諾を得て同一發明を實施するときは特許權者の承諾なきも特許權の侵害とならざるや否や、此點に付きましては此專用權と申しますのは御承知の通り公益上又は軍事上必要のございまする場合に特に免許をなして、其權利が設定せられましたものでございまして是は他人の特許權の如き實施を承諾することは出來ませないものと解釋いたして居りますが故に、專用權者の承諾を得て同一發明を實施するやうな場合はないものと解釋いたします、第三專用權者の承諾を得て其發明を實施するときは戰時工業所有權法上適法なりや否やと云ふことに付きまして、唯今第二の點に申述べました如く專用權者の承諾を得て其發明を實施すると云ふことは認めない解釋でございますから、自然此問題は御了解下さることゝ存じます第四專用權の目的に係る特許權に無効の原因があるときは其特許權の無効審判を請求して之を無効となした場合に專用權は無効となるか否やと云ふ點に付きましては、先刻も申述べました如く此專用權は軍事上又は公益上必要がございまする場合に特に免許を致しまして設定せられました權利でございますから、假令其源でございました特許權に無効の原因もあつて無効になりましても其專用權は獨立に別に存在いたしまして無効とならないものと解釋いたして居ります、右御答いたします。

○議長(公爵德川家達君)　本案の第二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長(公爵德川家達君)　過半數と認めます。

○男爵中川興長君　本案に對しては大分御質問はございましたが、此案に對して別に御異存はないやうに思ひますから、直ちに第二讀會を開かれむことを望みます

○子爵西大路吉光君　贊成いたします。

○議長(公爵德川家達君)　直ちに第二讀會を開いて御異存ございませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　全部を問題に供します……原案に御異存ございませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○男爵中川興長君　直ちに第三讀會を開かれむことを望みます。

○子爵西大路吉光君　贊成。

○議長(公爵德川家達君)　直ちに第三讀會を開いて御異存ございませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　第二讀會の決議通りで御異存ございませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長 公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、明十三日午前十時より開會いたします、議事日程は決定次第御通知に及びます、本日は是にて散會。

午前十一時二十六分散會

○大正九年二月十三日(金曜日)

午前十時六分開議

議事日程　第十二號

第一　相馬哲平君請暇の件

第二　所得税法改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

第三　所得税法の施行に關する法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

第四　酒造税法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

第五　酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

第六　麥酒税法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

第七　明治四十一年法律第二十四號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

第八　國債償還資金の繰入を爲さざることに關する法律案(政府提出、衆議院送付)　第一讀會

○議長(公爵德川家達君)　是より書記官をして諸般の報告を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

昨十二日本院に於て可決したる左の政府提出案は即日之を衆議院に送付せり

平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

陸軍軍法會議法案外六件特別委員會

委員長　松室致君

副委員長　男爵中村雄次郎君

同日當任委員會に於て補闕選擧に當選したる正副委員長の氏名左の如し

決算委員會

委員長　男爵西村精一君

副委員長　子爵野村益三君

同日決算委員分科會に於て補闕選擧に當選したる主査の氏名左の如し

第二分科　主査　子爵池田政時君

同日請願委員長より左の報告書を提出せり

請願文書表第四回報告書

○議長（公爵德川家達君）　是より本日の會議を開きます、議事日程第一、相馬哲平君請暇の件、病氣に付き十七日間の請暇でございます、許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます、御異議なければ日程第二より第七の本案は束ねて說明を煩はします。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　通牒文の朗讀は本日も省略いたしたいと存じます、御異議はございませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第二、所得稅法改正法律案第三、所得稅法の施行に關する法律案、第四、酒造稅法中改正法律案、第五、酒精及酒精含有飮料稅法中改正法律案、第六、麥酒稅法中改正法律案、第七、明治四十一年法律案第二十四號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

〔左の送付文及議案は朗讀を經さるも參照のため茲に戴錄す以下之に倣ふ〕

所得稅法改正法律案

右政府提出案本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十日

衆議院議長　大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

（行間空なきもの及※は衆議院の修正文——は同削除の符號なり）

所得稅法

第一條　本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ本法ニ依リ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第二條　前條ノ規定ニ該當セサル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ所得ニ付テノミ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

一　本法施行地ニ資產又ハ營業ヲ有スルトキ

二　本法施行地ニ於テ公債、社債、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子支拂ヲ受クルトキ

三　本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ヲ受クルトキ

第三條　所得稅ハ左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス

第一種

甲　法人ノ超過所得

乙　法人ノ留保所得

丙　法人ノ淸算所得

丁　本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ本法施行地ニ於ケル資產又ハ營業ヨリ生スル所得

第二種

甲　本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子

乙　第一條ノ規定ニ該當セサル者ノ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與

第三種

第二種ニ屬セサル個人ノ所得

第四條　法人ノ所得ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ保險會社ニ在リテハ各事業年度ノ利益金又ハ剩餘金ニ依ル

前項ノ場合ニ於テ總益金中第二種ノ所得アルトキハ所得稅ヲ課セラレタルト否トヲ問ハス之ヲ控除セス保險會社ノ利益金又ハ剩餘金ノ計算ニ付亦同シ

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ所得ハ本法施行地ニ於ケル資產又ハ營業ニ付前二項ノ規定ニ準シ之ヲ計算ス

法人カ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

第五條　法人ノ各事業年度ノ所得カ同年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ八ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ超過所得トス

第六條　法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

前項計算ノ場合ニ於テ繰越缺損金アルトキハ其ノ各月末ニ於ケル金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算シ資本金額ヨリ控除ス

第七條　本法施行地ニ本店若ハ主タル事務所ヲ有セサル法人又ハ所得稅ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第八條　本法ニ於テ積立金ト稱スルハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハス法人ノ所得中其ノ留保シタルモノヲ謂フ

第九條　法人ノ各事業年度ノ所得中積立金ト爲シタル金額ヲ以テ法人ノ留保所得トス

法人カ積立金ヲ減少シタルトキハ其ノ減少額ヲ塡補スルニ至ル迄其ノ後ノ各事業年度ノ留保所得ニ付所得稅ヲ課セス

積立金ヲ減少シタル法人カ合併ニ因リテ消滅シタルトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ付前項ノ規定ヲ適用ス但シ合併ノ際合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ積立金ヲ以テ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ノ株式金額又ハ出資金額ニ充當シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十條　法人解散シタル場合ニ於テ其ノ殘餘財產ノ價額カ解散當時ノ拂込株式金額、出資金額、積立金額及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ淸算所得トス

法人合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員カ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ヨリ其ノ合併ニ因リテ取得スル株式ノ拂込濟金額又ハ出資金額及金錢ノ總額カ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ合併當時ノ拂込株式金額、出資金額、積立金額及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ淸算所得ト看做ス

第十一條　合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第十二條　第二種ノ所得ハ其ノ支拂ヲ受クヘキ金額ニ依ル

第十三條　第三種ノ所得ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス

一　俸給給料歲費年金恩給退隱料及此等ノ性質ヲ有スル給與、營業ニ非サル貸金ノ利子並第二種ノ所得ニ屬セサル公債社債及預金ノ利子ハ其ノ收入豫算年額

二　田又ハ畑ノ所得ハ前三年間每年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ算出シタル收入豫算年額但シ前三年以來引續キ自作セス、小作セス又ハ小作ニ付セサル田又ハ畑ニ在リテハ近傍類地ノ所得ニ依リ算出シタル收入豫算年額

三　山林ノ所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額

四　賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額

五　法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額。但シ無記名式ノ株式ヲ有スル者ノ受クル配當ハ同期間ニ於テ支拂ヲ受ケタル金額ヨリ其ノ十分ノ二ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額○ヨリ其ノ十分ノ二ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額

六　前各號以外ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル收入豫算年額

法人ノ社員其ノ退社ニ因リ持分ノ拂戾トシテ受クル金額カ其ノ退社當時ニ於ケル出資金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ其ノ法人ヨリ

受クル利益ノ配當ト看做ス株式ノ消却ニ因リ支拂ヲ受クル金額カ其ノ株式ノ拂込濟金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額亦同シ

第十四條　前條ノ規定ニ依リ算出シタル金額一萬二千圓以下ナルトキハ其ノ所得中俸給給料歳費年金恩給退隱料賞與及此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ十分ノ一、六千圓以下ナルトキハ同十分ノ二ニ相當スル金額ヲ控除ス

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第十五條　前二條ノ規定ニ依リ算出シタル金額三千圓以下ナル場合ニ於テ其ノ年四月一日現在ノ同居ノ戸主及家族中年齡十八歳未滿若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具癈疾者アルトキハ其ノ所得ヲ有スル者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ左ノ各號ノ規定ニ依ル金額ヲ控除ス但シ第二條ノ規定ニ依ル納税義務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　所得千圓以下ナルトキ
　年齡十八歳未滿若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具癈疾者　一人ニ付百圓

二　所得二千圓以下ナルトキ
　同　一人ニ付七十圓

三　所得三千圓以下ナルトキ
　同　一人ニ付五十圓

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ所得ヨリ控除セラルヘキ金額ハ各其ノ所得ニ按分シテ之ヲ計算ス

同一人ニシテ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トヲ有スル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ル控除ハ先ツ山林以外ノ所得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ山林ノ所得ニ及フ

第一項ノ不具癈疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條　北海道府縣郡市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公共團體、神社、寺院、祠宇、佛堂及民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニハ所得税ヲ課セス

第十七條　第一種ノ所得ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニハ所得税ヲ課セス

一　軍人從軍中ノ俸給及手當

二　扶助料及傷痍疾病者ノ恩給又ハ退隱料

三　旅費、學資金及法定扶養料

四　郵便貯金、産業組合貯金及銀行貯金貯蓄預金ノ利子

五　營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得

六　日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ本法施行地外ニ於ケル資産、營業又ハ職業ヨリ生スル所得

七　乘馬ヲ有スル義務アル軍人カ政府ヨリ受クル馬糧、騾畜料及馬匹保續料

第十八條　勅令ヲ以テ指定シタル重要物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ業務ヨリ生スル所得ニ付所得税ヲ免除ス

第十九條　第三種ノ所得ハ六百圓ニ滿タサルトキハ所得税ヲ課セス第十四條及第十五條ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シタル爲六百圓ニ滿タサルニ至リタルトキ亦同シ

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第二十條　第一種ノ所得ニ對スル所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲　超過所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各税率ヲ適用ス
　所得金額中資本金額ニ對シ年百分ノ八ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額　百分ノ二[一]
　同百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額　百分ノ四[三]
　同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額　百分ノ八[六]
　同百分ノ三十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額　百分ノ十五[廿]

乙　百分ノ七、五

丙　百分ノ七、五

丁　百分ノ七、五

法人ノ事業年度末ニ於ケル積立金及其ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額カ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及之ニ代ルヘキ積立金ノ合計金額。ノ二分ノ一ニ相當スル金額。ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ニ屬スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ對スル税率ハ百分ノ十五。トシ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額出資金額又ハ基金及之ニ代ルヘキ積立金ノ合計金額ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ニ屬スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ對スル税率ハ百分ノ三十。トス但シ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ二十分ノ一ニ相當スル金額以内ノ金額ニ付テハ其ノ税率ハ百分ノ七、五トス

第二十一條　第二種ノ所得ニ對スル所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲　公債ノ利子　百分ノ二
　其ノ他　百分ノ三

乙　百分ノ七、五

第二十二條　第三種ノ所得ニ對スル所得税ハ所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス但シ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トハ之ヲ區分シ各別ニ税率ヲ適用ス

八百圓以下ノ金額　百分ノ一
八百圓ヲ超ユル金額　百分ノ一、五
千圓ヲ超ユル金額　百分ノ二
千五百圓ヲ超ユル金額　百分ノ三
二千圓ヲ超ユル金額　百分ノ四[五]
三千圓ヲ超ユル金額　百分ノ五[七]
五千圓ヲ超ユル金額　百分ノ七[九]
七千圓ヲ超ユル金額　百分ノ九[十一]
一萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ十一[十三]
一萬五千圓ヲ超ユル金額　百分ノ十三[十五]
二萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ十五[十七]
三萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ十七[十九]
五萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ十九[二十一]
※七萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ二十一
十萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ二十三
二十萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ二十五
五十萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ二十七
百萬圓ヲ超ユル金額　百分ノ三十
二百萬圓ヲ超ユル金額ハ其ノ百萬圓迄毎ニ遞次百分ノ三ヲ加ヘ百分ノ四十[五十]ニ至リテ止ム

前項ノ場合ニ於テ戸主及其ノ同居家族ノ所得金額ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ對シ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ所得金額ニ按分シテ各其ノ税額ヲ定ム戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得金額ニ付亦同シ

第二十三條　第一種ノ所得ニ付納税義務アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ財産目錄、貸借對照表、損益計算書又ハ清算若ハ合併ニ關スル計算書並第四條乃至第十條ノ規定ニ依リ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附シ其ノ所得ヲ政府ニ申告スヘシ但シ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ關スル損益ヲ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附スヘシ

前項ノ規定ハ第一種ノ所得ニ付所得税ヲ課セラルヘキ法人ニ付其ノ所得ナキ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條　第三種ノ所得ニ付納税義務アル者ハ毎年四月中ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ政府ニ申告スヘシ

第十五條ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケムトスル者ハ前項ノ申告ト同時ニ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ申請書ヲ提出スヘシ

第二十五條　第一種ノ所得金額ハ第二十三條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ第三種ノ所得金額ハ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員會閉會後第三種ノ所得ヲ有スル者納税義務アルコトヲ申出テ又ハ納税義務者所得金額ノ増加アルコトヲ申出テタルトキハ政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定ス

第二十六條　税務署長ハ毎年第三種ノ所得ニ付納税義務アリト認ムル者ノ所得金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ所得調査委員會ニ送付スヘシ

第二十七條　各税務署所轄内ニ所得調査委員會ヲ置ク但シ税務署所轄内ニ在ル市又ハ北海道、沖繩縣ノ區ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ所得調査委員會ヲ置クコトヲ得

調査委員ノ定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム但シ定數ノ增減ハ改選期ニ於テスルノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

第二十八條 調査委員ハ各選擧區ニ於テ之ヲ選擧ス調査委員ヲ選擧スルトキハ同時ニ之ト同數ノ補闕員ヲ選擧スヘシ

第二十九條 調査委員及補闕員ノ選擧區域ハ所得調査委員會ヲ置クヘキ區域ニ依リ投票區及開票區ハ市町村又ハ北海道、沖繩縣ノ區ノ區域ニ依ル但シ市制第六條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ニ在リテハ區ノ區域ニ依ル

第三十條 選擧區域内ニ住居シ前年第三種ノ所得税ヲ納メ其ノ年第二十四條ノ申告ヲ爲シタル者ニシテ選擧人名簿ニ登錄セラレタルモノハ調査委員及補闕員ヲ選擧シ又ハ調査委員若ハ補闕員ニ選擧セラルルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 無能力者

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨濟ヲ了ヘサル者

三 國税滯納處分ヲ受ケタル後一年ヲ經サル者

四 六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者

五 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

六 第七十五條乃至第七十七條ノ規定ニ依リ處罰セラレタル後五年ヲ經サル者

前項ノ場合ニ於テ被相續人ノ爲シタル納税又ハ申告ハ其ノ相續人ノ納税又ハ申告ト看做ス

選擧人名簿ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 投票及開票ニ關スル事務ハ市區町村長又ハ戸長之ヲ擔任シ選擧會ニ關スル事務ハ税務署長之ヲ擔任ス

第三十二條 税務署長ハ調査委員及補闕員ノ選擧期日ヲ定メ之ヲ市區町村長又ハ戸長ニ通知スヘシ

市區町村長又ハ戸長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選擧期日七日前其ノ旨ヲ公示スヘシ

第三十三條 選擧ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ調査委員及補闕員ノ各選擧ニ付一人一票ニ限ル

選擧人ハ選擧ノ當日投票時間内ニ自ラ投票所ニ至リ被選擧人各一人ノ氏名ヲ各別ノ投票用紙ニ記載シテ投票スヘシ

投票用紙ハ選擧ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選擧人ニ交付ス

第三十四條 市區町村長又ハ戸長ハ投票ヲ調査シ直ニ其ノ結果ヲ税務署長ニ報告スヘシ

第三十五條 税務署長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ選擧會ヲ開キ之ヲ調査スヘシ

第三十六條 投票、開票及選擧會ニハ立會人ヲ立會ハシムヘシ

立會人ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十七條 投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス投票ノ數同シキトキハ年齡多キ者ヲ取リ年齡同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

調査委員ニ當選シタル者同時ニ補闕員ニ當選スルモ補闕員タルコトヲ得ス

第三十八條 調査委員及補闕員ノ選擧終了シタルトキハ税務署長ハ當選人ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ當選人及市區町村長又ハ戸長ニ通知スヘシ

市區町村長又ハ戸長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ

第三十九條 調査委員又ハ補闕員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四十條 調査委員及補闕員ノ任期ハ選擧期日ノ屬スル月ヨリ四年トス、但シ選擧區域ニ變更ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ任期ハ選擧區域ニ變更ヲ生シタル日ノ屬スル月ヲ以テ終了スルモノトス

第四十一條 調査委員及補闕員ノ改選ハ前任者ノ任期終了ノ月ノ翌月ニ於テ之ヲ行フ

第四十二條 調査委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ投票ノ最多數ヲ得タル補闕員ヨリ順次之ヲ補充シ投票ノ數同シキトキハ年齡多キ者ヲ取リ年齡同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

調査委員ニ闕員ヲ生シ之ヲ補充スヘキ補闕員ナキトキハ調査委員ノ補闕選擧ヲ行フ

第四十三條 前條ノ規定ニ依リ調査委員又ハ補闕員ト爲リタル者ハ前任者ノ殘任期間在任ス

選擧區域ノ變更ニ因リ新ニ選擧セラレタル調査委員及補闕員ノ任期ハ選擧區域變更前ニ於ケル調査委員及補闕員ノ選擧期日ノ屬スル月ヨリ四年ヲ以テ終了ス

第四十四條 調査委員又ハ補闕員第三十條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ、第三種ノ所得ニ付納税義務ヲ有セサルニ至リタルトキ又ハ其ノ選擧區域内ニ住居セサルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第四十五條 所得調査委員會ノ開會日數ハ三十日以内トシ地方ノ情況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 所得調査委員會ハ税務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第四十七條 所得調査委員會ハ每年開會ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ會長ヲ選擧スヘシ

第四十八條 所得調査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス

議事ハ出席ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第四十九條 調査委員ハ自己及自己ト同一戸籍内ニ在ル者ノ所得ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第五十條 八月三十日迄ニ所得調査委員會成立セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

所得調査委員會開會ノヨリ第四十五條ノ期間内又ハ八月三十日迄ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ調査未濟ノ所得金額ヲ決定ス

第五十一條 政府ハ所得調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ七日以内ノ期間ヲ定メ之ヲ再調査ニ付ス仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再調査期間内ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

第五十二條 税務署長又ハ其ノ代理官ハ所得調査委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第五十三條 調査委員ニハ手當及旅費ヲ給ス

第五十四條 本法施行地ニ於テ利子支拂ヲ爲スヘキ公債又ハ社債ヲ募集シタル者ハ遲滯ナク其ノ公債又ハ社債ニ付左ノ事項ヲ記載シタル調査ヲ政府ニ提出スヘシ

一 公債又ハ社債ノ名稱及其總額

二 利子支拂期限及利率

三 償還ノ方法及期限

四 數回ニ分チテ拂込ヲ爲サシムルトキハ其拂込ノ金額及時期

第五十五條 [illegible]

年金[illegible]與ノ支拂ヲ爲ス者又ハ利益若ハ利息ノ配當若ハ剰餘金ノ分配ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ支拂調書ヲ政府ニ提出スヘシ

前項ノ支拂調書ヲ提出シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル金額ヲ交付スルコトヲ得

第五十六條 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納税義務者、納税義務アリト認ムル者又ハ前條第一項ノ支拂調書ヲ提出スル義務アル者ニ質問スルコトヲ得

第五十七條 税務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納税義務者又ハ納税義務アリト認ムル者ニ金錢又ハ物品ヲ支拂フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ對シ其ノ金額、數量、價格又ハ支拂期日ニ付質問スルコトヲ得

第五十八條 第二十五條、第五十條又ハ第五十一條ノ規定ニ依リ第一種又ハ第三種ノ所得金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納税義務者ニ通知スヘシ

本法施行地内ニ住所又ハ居所ヲ有セサル納税義務者納税管理人ノ申告ヲ爲ササルトキハ前項ノ通知ハ公告ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ其ノ通知アリタルモノト看做ス

第五十九條 納税義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル所得金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セス

第六十條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得審査委員會ハ前條第一項ノ請求ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ所得ニ關スル事實ヲ質問スルコトヲ得

第五十一條ノ規定ハ所得審査委員會ノ決議ニ之ヲ準用ス

第六十一條 各税務監督局所轄内ニ所得審査委員會ヲ置ク

所得審査委員會ハ左ノ審査委員ヲ以テ之ヲ組織ス

一　收稅官吏中ヨリ大藏大臣ノ命シタル者三人

二　稅務監督局所轄內各府縣又ハ北海道ニ於テ調査委員ノ互選シタル者府縣ニ在リテハ各一人、北海道ニ在リテハ四人

所得審査委員會、審査委員及其ノ補闕員ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十二條　調査委員ヨリ選擧セラレタル審査委員ニハ日當及旅費ヲ給ス

第六十三條　第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者收入豫算年額四分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ政府ニ所得金額ノ更訂ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ翌年一月三十一日ヲ過キタルトキハ此ノ限ニ在ラス

所得金額決定後贈與ヲ爲シタル爲所得金額ヲ減損シタル場合ニハ前項ノ規定ヲ適用セス

第六十四條　前條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ所得金額ヲ査覈シ收入豫算年額ニ對シ四分ノ一以上ノ減損アルトキハ之ヲ更訂ス

第六十五條　納稅義務者第六十一條ノ決定又ハ前條ノ更訂處分ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第六十六條　第一種ノ所得ニ付テハ事業年度每ニ所得稅ヲ徵收ス但シ淸算所得ニ付テハ淸算又ハ合併ノ際之ヲ徵收ス

第二種ノ所得ニ付テハ其ノ金額支拂ノ際支拂者其ノ所得稅ヲ徵收シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムヘシ

第三種ノ所得ニ付テハ所得稅ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ之ヲ徵收ス但シ納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲サスシテ本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移ストキハ直ニ其ノ所得稅ヲ徵收スルコトヲ得

第一期　其ノ年九月一日ヨリ三十日限

第二期　其ノ年十一月一日ヨリ三十日限

第三期　翌年一月一日ヨリ三十一日限

第四期　翌年三月一日ヨリ三十一日限

第六十七條　前條第二項ノ規定ニ依リ徵收スヘキ所得稅ヲ徵收セサルトキ又ハ其ノ徵收シタル稅金ヲ納付セサルトキハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ支拂者ヨリ徵收ス

第六十八條　法人解散シタル場合ニ於テ淸算所得ニ對スル所得稅又ハ前條ノ規定ニ依リ徵收セラル、稅金ヲ納付セスシテ殘餘財產ヲ分配シタルトキハ其ノ稅金ニ付淸算人連帶シテ納稅ノ義務アルモノトス

第六十九條　第六十三條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ更訂處分ノ確定スルニ至ル迄稅金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第七十條　第三種ノ所得ニ付二以上ノ稅務署管內ニ於テ所得金額ノ決定アリタルトキハ政府ハ納稅義務者ノ住所地以外、住所ナキトキハ居所地以外ニ於ケル所得金額ノ決定ヲ取消スヘシ

第七十一條　第三種ノ所得ニ對スル所得稅ハ納稅義務者ノ住所地、住所ナキトキハ居所地ヲ以テ納稅地トス但シ住所地以外ニ在ル者ハ申告シテ居所地ニ於テ所得稅ヲ納ムルコトヲ得

本法施行地ニ住所及居所ナキ者ハ納稅地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ申告ナキトキハ政府其ノ納稅地ヲ指定ス

第七十二條　納稅義務者納稅地ニ現住セサルトキハ其ノ所得ノ申告、納稅其ノ他所得稅ニ關スル一切ノ事項ヲ處理セシムル爲納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移サムトスルトキ亦同シ

第七十三條　第一種又ハ第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者第二十三條又ハ第二十四條ノ規定ニ依ル申告ヲ爲サルトキ又ハ政府ニ於テ不相當ト認ムル申告ヲ爲シタルトキハ政府ハ理由ヲ示シ期間ヲ定メテ申告又ハ其訂正ノ催告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ催告ヲ受ケタル者期間內ニ申告ヲ爲サス又ハ申告ヲ相當ニ訂正セサル場合ニ於テハ稅務署長又ハ其ノ代理官ハ其ノ所得ニ關スル帳簿物件ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ政府ハ其ノ決定シタル所得金額及申告ニ依ル所得金額ニ付各別ニ算出シタル稅金ノ差額ノ五割ニ相當スル金額及催告ニ關スル費用ヲ納稅義務者ヨリ徵收スルコトヲ得

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ所得ノ申告ナキトキハ第一種ノ所得ニ在リテハ無所得ノ申告、第三種ノ所得ニ在リテハ所得金額六百圓ノ申告アリタルモノト看做ス

法人解散シタル場合ニ於テ第三項ノ規定ニ依リ徵收セラルル金額ヲ納付セスシテ殘餘財產ヲ分配シタルトキハ淸算人連帶シテ之ヲ納付スルノ責ニ任ス

第三項及前項ノ規定ニ依リ徵收スル金額ハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ徵收ス

第七十四條　納稅義務者第五十九條第一項ノ請求ヲ爲シタル時又ハ訴願若ハ行政訴訟ヲ爲シタルトキハ其ノ決定、裁決又ハ判決アル迄前條第三項ノ規定ニ依リ徵收スル金額ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第七十五條　詐僞其ノ他不正ノ行爲ニ因リ所得稅ヲ逋脫シタル者ハ其ノ逋脫シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出テタル者ハ其ノ罪ヲ問ハス

前項ノ場合ニ於テ第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ逋脫シタル者ノ所得金額ハ第二十五條第一項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ之ヲ決定シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス

第七十六條　正當ノ事由ナクシテ第五十五條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ提出スヘキ支拂調書ヲ提出セス若ハ不正ノ記載ヲ爲シタル支拂調書ヲ提出シタル者又ハ第七十三條第二項ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ檢査ヲ拒ミ若ハ妨ケタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者ニ對シテハ其ノ提出ニ係ル支拂調書ニ付第五十五條第二項ノ規定ニ依ル金額ヲ交付セス

第七十七條　所得ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得タル祕密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十八條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス但シ前條ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附　則

本法ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三種ノ所得ニ付テハ大正九年分所得稅ヨリ之ヲ適用ス

所得稅法ニ依リ所得稅ヲ課セラレタル法人又ハ所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ所得稅ヲ免除セラレタル法人ノ本法施行前ニ終了シタル各事業年度分ニ屬スル第十三條第一項第四號及第五號ノ所得其ノ他本法施行前ニ於ケル第十三條第一項第四號ノ所得ニ付テハ本法ヲ適用セス

本法施行前ニ終了シタル法人ノ各事業年度分ノ所得ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

法人ノ超過所得ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ大正十年三月三十一日ニ至ル間ニ終了スル各事業年度分ノ超過所得ニ限リ本稅ノ七割七分 十五割ヲ増徵ス

大正九年一月一日以後ニ於テ法人ノ事業年度ノ期間ニ變更アリタルトキハ前項ニ該當スル舊事業年度ノ期間內ニ始期又ハ終期ヲ有スル各事業年度分ノ超過所得ニ付本法ニ依リ所得稅ヲ課シ仍本稅ノ七割七分 十五割ヲ増徵ス

所得調査委員及所得審査委員ニ關シテハ大正十年五月一日迄ハ仍從前ノ規定ニ依ル

從前ノ規定ニ依ル所得調査委員、補闕員及所得審査委員ノ任期ハ前項ノ期日ヲ以テ終了ス

所得稅法ハ當分ノ內小笠原島伊豆七島ニ之ヲ施行セス

所得稅法の施行に關する法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十日

衆議院議長　大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

所得稅法ノ施行ニ關スル法律案

第一條　所得稅法ハ朝鮮、臺灣及樺太ニハ之ヲ施行ス

第二條　朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ所得稅法第三條第一種及第二種乙ノ所得ニ付テハ所得稅ヲ課セス

第三條　關東州ニ住所ヲ有スル個人又ハ所得稅法施行地ニ住所若ハ一年以上居所ヲ有セスシテ關東州ニ一年以上居所ヲ有スル個人ノ所得稅法第三條第二種乙及第三種ノ所得ニ付テハ所得稅ヲ

課セス但シ日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ第三種ノ所得ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四條 所得税法施行地ニ住所又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ關東州ニ於テ支拂ヲ受クル公債社債、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子ニ付テハ所得税ヲ課セス

第五條 朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ於テ所得税ヲ免除スル重要物產ノ製造業又ハ製鐵業ノ各當該地ニ於テ生スル所得ニハ所得税ヲ課セス

附 則

本法ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

酒造税法中改正法律案

右政府提出案本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

（行間空なきものは衆議院の修正――は同削除の符號なり）

酒造税法中改正法律案

酒造税法中左ノ通改正ス

第一條ノ五第二項ヲ左ノ如ク改ム

左ニ揭クルモノハ味淋ト看做ス

一 前項原料ノ外味淋粕又ハ水ヲ混和シ濾過シタルモノ

二 味淋又ハ味淋ト看做シタルモノヲ粕漉シタルモノ

第一條ノ六中「若ハ甘諸」ヲ「、甘藷若ハ味淋粕」ニ改ム

第四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

酒類ヲ製造スル者ニハ其ノ造石數ニ應シ左ノ割合ヲ以テ造石税ヲ課ス

第一種 酒精分二十三度以下ノ清酒濁酒白酒及酒精分三十度以下ノ味淋燒酎

一石ニ付 三十三圓

第三種 酒精分三十度ヲ超エ四十五度以下ノ燒酎

一石ニ付 前號ノ金額ニ酒精分三十度ヲ超ユル一度毎ニ一圓二十五錢ヲ加ヘタル金額

第四種 酒精分二十三度ヲ超ユル清酒濁酒白酒酒精分三十度ヲ超ユル味淋及酒精分四十五度ヲ超ユル燒酎

一石ニ付 酒精分一度毎ニ一圓五十錢

第五條中「二十圓」ヲ「三十圓」ニ、「二十三圓」ヲ「三十三圓」ニ改ム

「濁酒ニ在リテハ一石ニ付二十圓、清酒又ハ燒酎ニ在リテハ一石ニ付二十三圓」ヲ「一石ニ付三十三圓」ニ改ム

第八條第二項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ命令ノ定ムル所ニ依リ清酒ハ査定石數ノ百分ノ五以内味淋ハ査定石數ノ百分ノ二以内燒酎ハ査定石數ノ百分ノ一以内ノ滓引減量及貯藏減量ヲ控除スルコトヲ得

第八條ノ二 同一製造場内ニ於テ酒類ヲ製造スルカ爲原料トシテ使用スル酒類ニハ造石税ヲ課セス

前項ノ原料用酒類ハ製成ノ時石數ノ檢定ヲ受クルコトヲ要ス

第十條ニ左ノ一項ヲ加フ

第八條ノ二ニ依リ檢定シタル酒類前項各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ檢定石數ヲ以テ査定石數トシ造石税ヲ課ス

第十三條中「金四圓」ヲ「七圓」ニ改ム

附 則

本法ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十三條ノ改正規定ノ適用ニ付テハ大正九年九月三十日迄仍從前ノ例ニ依ル

酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案

酒精及酒精含有飲料税法中左ノ通改正ス

第二條中「一圓」ヲ「一圓五十錢」ニ、「二十四圓」ヲ「三十五圓」ニ改ム

第五條ノ二中「二十四圓」ヲ「三十五圓」ニ改ム

附 則

本法ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

麥酒税法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

麥酒税法中改正法律案

麥酒税法中左ノ通改正ス

第三條中「十二圓」ヲ「十八圓」ニ改ム

附 則

本法ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十一年法律第二十四號中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

明治四十一年法律第二十四號中改正法律案

明治四十一年法律第二十四號中左ノ通改正ス

第一條中「沖繩縣及」ヲ削ル

附 則

本法ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

沖繩縣酒類出港税則ハ之ヲ廢止ス

本法施行前沖繩縣内ニ於テ製造シタル清酒濁酒白酒味淋又ハ燒酎ヲ本法施行後沖繩縣外ニ移出スル場合ニ於テハ仍從前ノ例ニ依ル

參照

明治四十一年法律第二十四號

第一條 沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於テハ酒造税法第四條ニ依ル造石税ハ當分其ノ三分ノ一トス

第二條 東京府小笠原島伊豆七島ニ於テ製造シタル酒類ハ之ヲ帝國内ノ他ノ地方ニ移出スルコトヲ得ス犯ス者ハ其ノ石數ニ應シ酒造税法第四條ノ税率ニ從テ算出シタル税額五倍ノ罰金ニ處ス但シ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ酒類及其ノ容器ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス之ヲ沒收ス

第三條 舊慣ニ依ル沖繩縣酒造免許税ハ自今之ヲ徴收セス

第四條 舊慣ニ依リ酒造ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ本法施行後引續キ酒類ヲ製造スルモノハ酒造税法ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ製造者ニハ當分酒造税法第二十四條第二項ノ規定ヲ適用セス

附 則

本法ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君） 唯今議題となりました諸案に付きまして御紹介の爲め大體の説明を致します、今回提出いたしましたる所得税法中改正法律案に付きまして其要項を先づ説明を致します、所得税法改正法律案の骨子と致します所は、第一從來は法人の所得に付ては所謂源泉課税の主義を執つて居りました、即ち法人に對して課税を致し、是が配當を受けたる個人には、其配當金所得に付ては、何等の課税をも致さなかつたのでございまするが、斯くては大小の所得者の間に、負擔の權衡を得ざることが著しくあります、それ故其配當金に付ては他の所得と共に之を個人に綜合して、第三種所得税を課することと致しました、併し法人の配當金に對し、之を受けたる個人に綜合して第三種の所得税を課するに止めまして他に何等の課税を致さないときは、多額の社内留保をなす法人と、然らざる法人とに依り課税の不權衡を生じまするが故、法人の社内留保金に對しましても、相當課税することに致しました、又法人の所得が其運用資本に對して、一定の利廻りを超過いたしましたるときは、其超過額に對しましても相當課税することと致しました、第二には勤勞所得者に對しましては從來所得金額の十分の一を控除することとなつて居りましたが、改正案に於ては總所得六千圓以下の所得者に對しては、其中の勤勞所得に付ては十分の二を控除することと致し、又一萬二千圓までは現行法通り其十分の一を控除することと致し、總所得一萬二千圓を超ゆる所得者に對しては特に負擔を輕減するの必要なき者と認め、全然控除を致さないことと致したのであります、第三には幼者、老者及不具、癈疾者の多少は納税者、特に小額所得者の擔税力に著しき影響あるは勿論でありまするが故に、所得金額三千圓以下の所得者に對しましては、其數に應じ一定金額を所得金額より控除することと致して、其控除すべき金額も亦一々差等を設けました、即ち其人の所得が千圓以下なるとき

は是等の人員一人に付き百圓、二千圓以下なるときは一人に付き七十圓、三千圓以下なるときは一人に付き五十圓と云ふ風に、特別に所得金額を遞減して課税することと致しました、第四には課税最低限は大正七年に於て本法を改正する際四百圓を五百圓に引上げましたが、今回更に百圓を高め之を六百圓として戰爭前に對して結局五割を高めたことになります、本改正案に於ては唯今申述べたる如く、一方に於て勤勞所得の控除額を增加し、又幼者老者等の人員に應じ一定の金額を控除したる結果、課税最低限即ち所得金額六百圓未滿となりましたときは納税義務なきものと致しましたから、實際に於ては千圓若くはそれ以上の所得者にあつても免税となる者も少くないのであります、尙ほ今後に於て説明しまする……尙ほ後に至つて説明いたします所の小額所得者に對しましては大に税率を低めたる故に、本改正案に於いては頗る小額所得者の負擔を輕減したる次第でございます、第五には税率に關することであります、税率に付ては從來最低の千分の三十即ち百分の三より最高の千分の二百即ち百分の二十に至る超過累進率と致して所得金額二十萬圓を超ゆる金額に對しては總て最高金額を適用することゝなつて居りますが、改正案に於ては最低を百分の一即ち現行法の三分の一と致し、最高を百分の五十まで累進することと致しました、尤も右税率は超過累進率でありまして、一定の金額を超ゆる部分に對してのみ各々其税率を適用するのであります、第六には銀行預金利子に對し新に第二種所得税を課することゝ致しました、是は從來第三種所得として課税することになつて居りましたが、實際上に於ては預金利子の所得を申告せざる者が多いので、又銀行業者も其預金の內容を示すことを厭ひますが故に課税が十分に行はれて居ない、さう云ふ現狀であります、然れども銀行に定期預金を爲すが如き者は多くは擔税力の比較的ある者であります、實に事實上殆ど之に課税し得ざるが如きは負擔の公平を失するが故に、是は課税上の便宜手段を攻究して第二種所得として其利子支拂の際に徵收することゝ致しました、第七には山林所得の計算に付ては現行法に於て法文上山林伐採の所得に對し課税すべき規定でありまするが、それが爲に立木の儘賣却したる者に付ては假令如何に多額の所得がありましても課税すべきものにあらずとの行政裁判所の判決例を生じましたが爲に、伐採して賣却した者と立木の儘賣却したる者の間に課税上著しき不權衡を來たすことになつて居ります、併ながら立木の儘賣却したる場合と雖も苟も所得のある以上は其所得に課税すべきは當然のことゝ存じまするが故に、此趣旨に改正するの必要あると同時に山林の所得は通例長き年月を經て漸く所得を生ずべき特殊のものであるに拘らず、現行法の如く之を山林以外の所得と合算して累進率で課税することは苛酷なる結果を生じ不穩當であると考へまする、そこで改正案に於きましては特に之を他の所得と區分して格別の税率を適用することゝ改めました、第八には所得調査委員の選擧方法でありますが、現行法の間接選擧方法は選擧の手續上幾分便宜もございまするが又調査委員配置等に付て考へますると不便も亦少からざるやうでございます、それ故之を直接選擧に改め、同時に單記無記名制度と致しました、又審査委員の選擧に付ても現行の規定は多少不便でありますから、審査の機能を十分に發揮し得べきことに是亦それ〴〵改正を加へました、以上に述べましたる如く所得税に付ては稍々根本に觸れて改正を加へましたが、是等の改正と共に大に考慮しなければならぬことは此改正税法を圓滿に實行し、其効果を十分に發揮いたさせまするには納税者の誠實なる申告を俟たねばならぬ、故に將來國民一般に對し、一層誠實なる申告を爲すやう特に希望して已まざる次第でございます、然るに若し納税義務者が申告をなさない或は虛僞の申告を爲しましたるときに、之に對しましては夫々適當なる手段を以て反省を促し、尙ほ之に應せざるときは嚴重なる制裁を加へることに致したいと考へたのであります、以上は所得税に對する政府の提案の大體でありますが、衆議院に於ては之に對して修正を加へました、即ち原案に於ては法人の所得計算に對しまして、其總益金中に國債の利子がありましても、之を控除せざることに致して置きましたが、衆議院に於ては之を控除すべきものなりと修正いたしました、又原案に於ては法人の配當金は其金額を個人の所得に計算することに致してありましたが、衆議院に於ては斯の如くするときは株式に投資して居る者に對して不穩の激變を來たし、自然産業の發達を阻害するの憂あることを考慮いたしまして、是が斟酌の爲め其配當金の二割を控除して所得を計算することに修正いたしました、政府に於ては苟も株式配當を受くる以上には必要の經費を認むることは穩當なりと認めました、又第三種所得税率一萬五千圓以上、三萬五千圓までの所得者に對しまして、原案に於ては現行法に比し幾何か負擔が增加して居りますが、右は中産階級に對して酷なる結果となるから之を救濟するの必要ありとして此部分に關し若干税率の低減を加へました、又第三種所得の最高税率は百分の五十になつて居りましたのを百分の四十と修正を致しました、以上の修正を致しました、以上の修正の結果歳入に減少を來たすを以ちまして之を補塡し且つ富豪等が法人の組織にして脫税するの憂あるより、之を豫防するの目的を以て法人の留保所得税率を引上げ、且つ全額補塡の爲め尙ほ負擔の餘力ありと認め超過所得税率も之を引上げることに致しました、又申告奬勵及之に伴ふ制裁規定は穩當を缺くものなりとして削除しました、是等の修正に對しましては政府は何れも相當の理由ありと認めまして之に同意を表しました、尙ほ此法律案に關聯いたして所得税に付て內地と植民地との間に於ける課税の重複を避ける爲に別に相當の規定を要しまするので、茲に所得税の施行に關する法律案を提出した次第であります、次に酒造税法中改正法律案外三件に付て大體の説明を致します、今回の改正は歳入增加の必要に依つて酒税一般の税率を增加すると同時に、酒造税法に付て從來當業者の最も不便を感じつゝありました點に改正を加へ、尙ほ二三法文上の不備を補はむと云ふのでございます、第一に酒類税率は大體に於て現在一石二十三圓を十圓だけ引上げて一石三十三圓とすることに致しました、最も酒精分三十度を超ゆる燒酎に付きましては其性質及市場取引の實情に鑑み、從來の酒別課税を廢しまして度數課税とすることに致しました、次に酒造税の納税保證物は從來一石に付き四圓の割合でありまして、明治三十二年酒造の税率一石十二圓の當時に定めましたるものが、其後數次の增税が行はれましたにも拘らず今日まで其儘据置となつて居りました是は僅に八分の一即ち改正税率に對しましては僅に八分の一乃至十三分の一にしか當らないことになつて來ました、そこで不相當と認めましたので、此際一石十圓に引上げることの必要を認めた次第であります、次に酒精及酒精含有飲料税法並に麥酒税法中改正案、是は何れも單に税率の改正のみに止まるものでありまして、酒精及酒精含有飲料は酒精分一度毎に税率一圓を一圓五十錢に改め、麥酒は一石十二圓を十八圓に改めむとするのでございます、次に明治四十一年法律第二十四號中の改正は、從來沖繩縣及東京小笠原島、伊豆七島の酒造税率は內地の三分の一でありましたが、沖繩縣は近來民度昂進し、既に他の諸税法も殆ど全部內地と同樣に施行するのでありますから、特に酒税に限り之を低減するの理由がないと認めます、殊に沖繩縣に於きましては近來蜂蜜を原料とする酒精含有飲料の製造が中々盛んになつて來て、其造石高は漸次殖えて參りましたが、此酒精含有飲料に對しては全然內地同樣の課税をして居るのでございます、之に對する權衡上酒造税も亦內地同樣となすことを相當と認めました、之と同時に沖繩縣酒類出港税は其必要が無くなりましたから、之を廢止せむとするのでございます、以上の各案中酒造税法中改正法律案に付きまして、衆議院に於ては濁酒の税率三十三圓は高きに失するとして、三十圓に改め、又酒類納税保證物を一石十圓に引上ぐるは急激に失するものと致しまして之を七圓に改め、又別に燒酎に對して其貯藏減量百分の一を認むることに修正いたしました、是等の修正に對しても政府は至當なりと認めまして之に同意を致した次第でございます、以上は增税計畫に關する諸般の大體でございます、御審議の上協贊を與へられむことを切に希望いたします。

〔山脇玄君發言の許可を求む〕

○議長（公爵德川家達君） 山脇君は何ですか。

○山脇玄君 大藏大臣に質問いたしたいと存じます

○議長（公爵德川家達君） 是より通告順に依つて質問を許さうと思ひます、菅原君。

〔菅原通敬君演壇に登る〕

○菅原通敬君 私は唯今議題になつて居りまする税法改正案に對しまして、簡單に政府に向つて御伺いたしたいと思ふのでございます、此度の税法改正案は税制の上に於ける一大進歩であると云ふことを私は認めるのでございます、さりながら此税法案に付きましては世間に幾多の議論を生じて居るのでございます、税法問題と致しまして近年稀に見る所の物議を生じて居るのでございます、特に衆議院に於きましては一大修正が行はれて居るのでございます、

此修正に付きましては或ひは改惡であると云ふやうな說もあるのでございますが、私の見る所を以て致しますると云ふと寧ろ改善せられて居るものであると信ずるのでございます、さりながら之を以て國民は滿足いたして居るや否やと云ふことになると云ふと、私は未だ決して滿足は致して居らぬと思ふのでございます、故に私は本院に於て之を審議するに當りましては、十分に政府の方針のある所、法案の趣旨の存する所を明に致しまして、國民と共に十分に之れを理解して置くの必要があると思ふのでございます、それで私の是より御尋いたさむとする所は敢て政府の政策を非難するとか、若くは案の内容を攻擊するとか云ふ趣意ではないのでございます、どうぞそれ等の點を御領得下さいまして、懇切に明瞭に說明を願ひたいと思ふのでございます、唯今大藏大臣より各稅法案の内容に付て詳細に御說明がありましたが、此稅制の整理に關する大體に付きましては何等御說明を承ることの出來なかつたことは頗る遺憾と致すのでございます、故に私は先づ第一に此稅制整理に關する政府の御考を承りたいと思ふのでございます、で稅制整理の問題は申上ぐるまでもなく多年の懸案でございます、殊に歐洲大戰以來經濟上及財政上の必要よりして、稅制の根本的整理を要求して居ることは頗る急なるものがあるのでございます、曩に政府が臨時財政經濟調査會なるものを設置せられましたのも、必ず其趣旨が含まれて居つたらうと思ふのでございます、然るに今回の御提案を見ますと云ふと、直接稅中の所得稅と間接稅中の酒造稅とに向つて改正を加へられたのに過ぎませぬので、稅制の大體に亘りましては其根本に觸れるものが少しもないやうになつて居りますと云ふことは甚だ了解し難い所であるのであります、で政府には此稅制の統一的整理を行はるるの御意思があるのでありますか、無いのでありますか、で總理大臣は衆議院に於かれまして財政經濟會の調査を俟つて稅制の一般的整理をなす積りであると云ふことを仰せられて居るさうでありますが、此度の稅法改正と云ふものに付きましては、財政經濟調査會に御諮問になつて居らぬと云ふことであります、是は私共國民と共に不思議に思つて居る所でございます、若し斯樣なことでございますると云ふと、財政經濟調査會の諸問を經て、其調査を俟つて御提案になると仰せらると云ふことも如何なものであるかと云ふことを疑はなければならぬやうに考へるのであります、財政經濟調査會は私が申上げる迄もなく朝野に於ける學識經驗ある名士を網羅せられて御造りになつた所のものでございますのに、此調査會に今何をなされて居るのでございますか、如何なる働きをなされつつあるのでございますか、是も畢竟するに政府の御仕向が宜くない結果でないかと思ふのでございます、斯樣に考へますと云ふと、將來總理大臣が稅制の整理を此調査會に諮問し、其調査を託して、而して一般的稅制整理をなさると仰つしやることも如何なるものであるかと云ふことを疑はなければならぬやうなことになるのでございますから、此點に付て皆の理解が行くやうに、國民の滿足の行くやうに御說明になつて置いた方が宜しからうと思ふのでございます、又總理大臣は財界の安定を待つて、然る後一般的稅制整理を行はれると云ふことを言はれて居るやうに承つて居るのであります、此財界の安定と云ふことは何れの時に參るのでございませうか、其安定を待たるるまで唯手を束ねて居らるる譯ぢやなからうと思ふのであります、若し其安定を待つと云ふことでありましたならば却つて其時機を失することになりはしないかと思ふのでございます、私の見る所を以てしますと云ふと今日の經濟改造の時機に於て稅制の根本的改革をなすと云ふことは最も適當なる時機である、此時機を措いては再び好時機が到來せぬとまで考へて居るのでございます、稅制の根本的整理をやると云ふことになりますれば國民の負擔の上に激變を生ずることになるのでありますから、經濟の安定の場合に於て之を實行するなんと云ふことは中々至難のことであります、從來稅制整理が屢々企てられて其實行の困難に遭つたと云ふことも、何故であるかと申しますると、此負擔に激變を來たすと云ふことが障碍をなして居るのであります、それでありますから若し稅制の根本的改革を爲すと云ふ場合に於ては今日の時機に於て租稅理論の命ずる所に從つて適當なる整理を爲しさうして寧ろ國民經濟をして之に順應せしむるやうな方法を御執りになるのが宜いのではないかと思ふのであります、是等の點に關しまして、政府の御所見の在る所を承つて置きましたならば、頗る好都合であると思ふのでございます、第二と致しまして此度の稅法改正は租稅の增收を圖ると云ふことを目的とせられて居ると云ふことであります、租稅の增收を圖ることを目的とされるに當つて此所得稅と云ふものと酒造稅と云ふものを選ばれると云ふことになつたのでありますが、此所得稅と酒稅と云ふものに限つて稅源を求められた理由はどう云ふ譯でありませうか、所得稅は如何にも各般の諸稅中の中樞を爲して居るものでございます、それは論のないことでございまするが、御承知の通り我國の直接稅なるものは所得稅と地租と營業稅と云ふものが相待つて鼎立して直接稅の系統と云ふものを組織して居るのでございます、從來の改正と云ふものは常に此三稅の間の均衡を顧み相當に整理されて居るのであります、是は日本に於ける稅制の沿革上及又現在に於きましても、然か認めざるを得ぬのでございます、然るに斯樣なる密接なる關係を持つて居る所の地租、營業稅と云ふものに對して何等顧る所がなかつたのは如何なる譯でありますか地租の納稅者に擔稅力が乏しいと御覽になつたのでありますか、或は商工業者の擔稅力が薄弱であると云ふことでありますか、それとも又地租、營業稅に對して改正することの調査と云ふものが、まだそこまでは行屆かなかつたと云ふ單純な理由でありますか、或は既に其調査に著手して見たが、なか〱むづかしくて成案を得ることが出來なかつたと云ふのでありますか、更に又進んで近時日本橋區會の方から意見書が出て居りまするやうに、此地租や營業稅と云ふやうなものは之を廢して所得稅に統一的のものを作ると云ふやうな御考でもあるのでありますか然るに非ざれば何故に其地租、營業稅と云ふものに手を御著けにならなかつたのでありますか、此點甚た解し難いのであります、又酒稅と云ふものに稅源を求められましたこども、是も相當のことであると思ふのでありますが、例へば織物稅の如き或は砂糖稅の如き、極めて簡單に增收の目的を達し得べき、其稅を取ることに御手を御著けにならなかつたと云ふことは、どう云ふ譯でありますか、要するに此租稅の財源を單に所得稅と酒稅とに求められた所の理由は何れにありますかと云ふことを承りたいのであります、第三に今回の稅法改正は前申しました通り租稅の增收を圖ることを以て主たる目的とする、而して之に加ふるに租稅の負擔の均衡を保たしむること、及社會政策と云ふものを實行すると云ふことを是に目的とせられたことでございますが、[illegible]れたと云ふことで[illegible]保たしむると云ふことと[illegible]云ふ上に於て、徹底的でないと云ふことは[illegible]と思ふのであります、さりながら茲に國民に向つて負擔の增稅を強ふると云ふ場合でありまするから、國民の負擔を強ふると云ふ前には先づ以て政府に於かれて自ら行政の整理を行ひ、經費の節約をなすことを圖ると云ふことが當然の責務であると考ふるのであります、然るに此行政の整理、政費の節約と云ふ上に於て、何等なされて居らぬやうに思ふのでございまするが、是は必ず國民と致しまして不滿足に思ふに違ひないのであります、何故に行政整理若くは經費節約と云ふことに御努めにならなかつたのであるか、是は努めても出來ぬことであり、又餘地のないことであるから到底出來ぬことであると云ふ理解を國民に與へると云ふことは必要であるかと思ふのであります、殊に戰爭以來私の見る所を以て致しますると、行政各部に中々多くの部課を增設するとか、經費を增加すると云ふやうなことが澤山あつたやうに思ふのでございまして、是等の點には十分斧鉞を加ふるの餘地があるぢやないかと思ふのであります、それ等に對して何等御手を御下しにならないと云ふことは如何なるものでありますか、全く其餘地ないと御覽になつたのであるか、それで今回の增稅實行までには其餘日もなかつたのであるが次に來るべき一般稅制整理の前には必ず行政の整理をする、又政費の節約もすると云ふ御考でありますか、其事を茲で御答になることが出來ますか、是等の點に付て御說明を願ひたいと思ひます、第四には此所得稅法改正の御方針に付て伺ひたいのでございます、政府に於かれまして政府傳來の方針を受けられずして、所得稅に對して一般的所得稅の主義を御採用になつたと云ふことは誠に喜ばしいことでございまして、先刻申しました通り稅制の上の一大進步として稱揚することを憚らぬのでございます、然るに此法案を能く拜見いたしますと云ふと、極めて不徹底の點がある、矛盾の點がある是等を若し相當に御除きになりましたならば、此所得稅と云ふものは立派なものにならうと思ふのでございます、もう一段の御考慮を必要とするではないかと考へるのでございます、で稅法改正の骨子とせられました法人配

當ゝ個人の綜合課税にせられましたと云ふ此主義は誠に結構でございます、國民の負擔を公平ならしむる上に於ても最も然るべき方法であると考へるのでございます、さりながら此源泉課税を爲すが宜しいか、或は綜合課税を爲すが宜しいかと云ふことの利害の判斷は、此徴税上の便宜と云ふものと課税の公平と云ふものを秤に掛けて、其何れを取るべきかと云ふ所になければならぬのであります、成程綜合課税に致すと云ふことになりますと理論上課税の公平を保ち得るものに相違ありませぬ、併ながら徴税上此に非常なる不便を感じ、又非常なる弊害をそれに依つて生ずる、斯う云ふことでありますと云ふと、そこが餘程考へなければならぬことになりますのであります、それで今度政府に於かれましては綜各課税の主義を取るが宜しいと云ふ御考になりまして、あらゆる犧牲を拂つてさうして綜合課税の主義を御採りになることになつた、あらゆる犧牲とは何ぞや綜合課税の主義より來る所の弊害とはどんな事であるか、是には世間にも議論のあります通り、假に數へて見ますと云ふと、從來税を當然掛けられて居つたものにして税の掛けられぬものを生ずるに至る、例へば帝室御所有の株に對する配當とか、或は外國人の所有に係る所の株であるか、或は營利を目的とせざる所の株であるとかと云ふやうなものに對する所の課税と云ふものは當然全く免るることになるのであります、又無記名の株券を發行すると云ふことになりまする と云ふと、それに對する課税と云ふものは是も全く免るることになります、或は株式と云ふものを分割して小所得者の名義にすると云ふことになれば是も課税を免るることになる、又財産管理を目的とするところの會社を作つて、會社の名義に於て株の配當を受けると云ふことになると、是も相當な減免を受けることになる其他産業の發達を妨ぐると云ふやうなことも見遁すべからざる點であるのでございます、是等の總ての犧牲を拂つて而して綜合課税の主義を茲に御採りになると云ふことに付ては、茲に徹底したる確信の御立ちになつて居ると云ふことが必要であらうと思ふのであります、然るに公債社債の利子と云ふものは從前の通り第二種課税として源泉課税に殘して置かる丶、（公債社債の利子の如きは判合に擔税力ある人の受ける所のものでありますから、是はどこまでも綜合課税として個人に纏めてこそ初めて公平を得るものである、それをその儘に御遁しになつて居る、是は源泉課税にする方が徴税上の便利であるから其儘にして置いたと云ふ御話でありますが、前に申しました通り、會社の配當課税の如きは、矢張り徴税上の不便もあり少からざる所の弊害を殘すと云ふに拘らず、敢て冐して之を綜合課税に御纏めになつたと云ふ御勇氣を何故に公債社債の利子の方に及ぼされなかつたのであるか、是は甚だ不徹底なことであると思ふ、殊に先刻御説明になりました、此銀行定期預金の利子と云ふものを、從來個人に綜合せられて課税してあつたものを、茲に改めて源泉課税の方に御組入れになる、是は何たる矛盾であるかと私は思ふのでございますで銀行定期預金は唯今御説明を伺ひますと云ふと、當人として申告をせぬ、又銀行業者としても之を開示する事を好まぬ、從つて擔税力あるに拘らず、實際に課税を免るるから之を源泉として取つてしまふのである、斯う云ふ簡單な御理由であります、此綜合課税主義と云ふものを此に御立てになつて居る、其根本主義の矛盾して居ると云ふことに付ては如何の御考になつて居るか、で銀行定期預金は源泉課税として漏さず之を取る、それならば銀行に對する他の預金即ち通知預金であるとか當座預金であるとか云ふ利子に付てはどうなさるか定期預金に付ては銀行業者が開示することを好まぬが、通知預金や、當座預金は開示することを好むと仰つしやるか、銀行の定期預金に付ては申告はせぬ通知預金や當座預金に付ては申告をすると仰つしやるのか、若し之を此儘殘して個人の所得と云ふものに課税することになりましたならば通知預金や當座預金の方の利息は定期預金の利息よりも高い税率を課せられると云ふことになるのである、或は政府として通知預金や、當座預金の利子に於ては大目に見て所得税は掛けない積りだと斯う仰つしやるか、知れないが、理論は左樣には許さぬのである、通知預金や當座預金をなす者の如きは、固より其負擔力……擔税方の多いものであります、之を大藏大臣か尙ほ大目に見て、是には課税せぬ積りであると云ふことはまさかに仰つしやるまい、又税法の精神上左樣なことは云ふことは出來ない、さうして見まする と云ふと、茲に大なる矛盾を生ずることになる、故に私は公債社債の利子と云ふものを源泉課税に殘して置くと云ふやうな不徹底をなさる、定期預金利子と云ふものを第二種に組入れる所の此矛盾を除く、此二點に付て政府は御同意下さるや否や、御同意下さるのが當然であると思ひます、若し御同意が出來ないと云ふならば、それはどう云ふ理由でありますか、それから第五には此借金の利息を控除すると云ふことであります、此度の税法改正は綜合課税主義を御採りになつて、一般所得主義を御拔きになつて居る、即ち個人に歸屬する所の各般の所得を綜合して個人經濟の全體を見て擔税方を測定する、斯う云ふ御方針になつたのでございますから、其個人經濟に屬する借金の利息と云ふものは之を引いてなさらぬと云ふと正確なることを得ぬことは勿論のことであります、此度扶養家族の多少に依つて課税を斟酌せられると云ふことになりました新なる御考を御加へになつたと云ふことは甚だ結構なことでございますが、更に進んで此個人經濟に屬する借金の利息を控除すると云ふ所まで御進みになると云ふことを私は御勸めするのであります、少くとも各所得の必要なる經費と云ふものを控除すると云ふことをなさらぬければ一貫せぬと思ふのであります、で殊に今回最も御力を御加へになつて居る所の會社の配當金の如き、此配當金を得るに必要なる所の經費と云ふものは、どうしても御引きなさらぬければならぬのである、必要なる經費と云ふものの中には借金の利息が加つて居るのであります、で大藏大臣は借金をして株を持つと云ふことは「スペキユレーシヨン」である、そんなものの利息は引いてやるべきものでない、斯う云ふことを仰せられたと云ふことで、大分議論になつて居ります、是は甚だ私は當を得ない御言葉であると考へて居るのであります、で借入金を以て事業を經營すると云ふことが「スペキユレーシヨン」であると云ふことは、どうも私は左樣に信ずることは出來ない、若し借入金を以て事業をなすと云ふことが「スペキユレーシヨン」であると云ふことでありますならば、政府は常に「スペキユレーシヨン」を行つて居らるるのである、借入金をなして學校を作り軍艦を作り要塞を作り政府は「スペキユレーシヨン」をなして居るのであると云ふことを御認になるのでありますか事業家と資本家と云ふものは異つて居るのである、事業家と云ふものは資本を持たないのが當り前である、事業家は資本を資本家より借りる、而して之に依つて株を持ち事業を營んで居るのであります、今日の實際は多く資本家より事業家に依つて産業界のことと云ふものは營まれて居るのでありまして、其産業界の事柄と云ふものは、皆資本家より資本を仰いで之に依つて事業を營んで居ると云ふことが實際であるのであります、之を御考になりませぬで、事業家が資本家より金を借りてやる、其借金の利息を引いてやると云ふことはいかぬ、是は「スペキユレーシヨン」を助長するものであると云ふことを云はれるのは甚だ當を得ぬやうに思ふのであります、矢張り會社の配當に付て、之を綜合課税をすると云ふことでありましたならば、其株式を所有するに付て必要なる經費・即ち借金の利息と云ふものを含んだるものは控除すると云ふことをなさらぬければ、一般所得税主義に副はぬことであると思ふのであります、で衆議院に於て是等のことに付て大分議論がありまして、結局會社の配當金に對して二割を控除すると云ふことになつたと云ふことでございますが、此二割を控除すると云ふ理由が頗る不明白であります、衆議院に於ては理由を附せずして何となしにまあ二割も控除して置かうと云ふやうなことであつたと云ふことであります、此二割を控除すると云ふことを政府として認められた理由、二割を控除することが相當であると政府に於て御認になつた理由、それを伺ひたいと思ふのであります、又大藏大臣は衆議院に於て農夫が田畑を買入れる、其田畑を買入れるに付て借金をした場合に於ては其借金の利息を控除する、斯う云ふことを御言明になつたと云ふことでありますが、或は是は少し御言ひ過ぎではなかつたかと私は思ふのであります、先づそれが御言ひ過ぎでなかつた、今まではさうでなかつたが將來は必ず斯うすると云ふことであると云ふならば、勿論此會社の配當金に付ても借金の利息を控除すると云ふことまでなさらぬければならぬことであらうと思ふのであります、それで御伺ひ致したいのは、所得を得るに付て必要なる經費として、負債の利子を控除すると云ふことの主義を各自の所得に付て徹底的に實行すると云ふことに付て御異議があるや否や、其點に付いての御所見を伺つて置きます、それから第六には國債の利子に對する所得税免除のことであります、現在の法規に於て國債の利子に對して所得税を免除すると云ふことは極めて不合理であり不公平

であると思ひます、今日までの所には事實上已むを得ざるものと致しました所が、今日茲に税法の整理的改正を行はれると云ふ場合に於て、どうしても此免除法と云ふものは御廢止になることが相當であると思ふのであります、申すまでもなく國債を所有するものは他の財産を所有するよりも寧ろ安全にして確實なるもので、最も擔税力の強いものであるのであります、其國債の利子に付て所得税を免除すると云ふことは甚だ不公平のものであると思ふのであります、で大藏大臣は國債利子の所得税免除と云ふことは既に國民に約束して居ることであるから、今更之を廢する譯に行かぬ、斯う仰せられます、一と度國民に約束したことであるから之を變へることが出來ないと云ふことであると、一と度出したる法律と云ふものは永久之を改廢する事は出來ないと云ふ結論になるのであります、そんなものではなからうと思ひます、殊に政府は國民に約束し外國にまでも約束して居る所の減債基金法と云ふものを御停止になる斯う云ふ御政策を御執りになつて居る、此方には國民に約束したことでも、外國に約束したことでも構はぬ、但し國債利子の所得税免除だけはいかぬ、斯う云ふことでは、甚だ其處に大なる矛盾があると思ふのであります、或は又大藏大臣は將來國債を發行する場合に於て所得税を取ると云ふことになると云ふと差支があるから之を殘して置きたい、斯う云ふことを仰つしやつて居るさうでありますが、國債の利子に對する所得税を免除するにあらざれば公債の發行が出來ないと云ふことは甚だ心細いことであると思ふのであります、國債政策も或る程度まで考へなければならぬ、併ながら斯樣なる税の整理をすると云ふ場合に於て國民の負擔の權衡を考へると云ふことは亦最も必要なことであると思ふのでありますで私は茲に斯樣なる言を以て御尋ね致したいと思ふのであります、今回此税法の改正を行はれるに當りまして、政府が社會政策と云ふことの上に意を用ひられたと云ふことに付ては大に感謝するのであります、然るに此課税の最低限と云ふものに付ては未だ至らざる所ありとして各方面から議論もあるやうでありますから此國債利子の所得税免除を廢して之に依つて得たる所の財源を以て所得税の最低限をもつと高めると云ふ事の御考になる事は出來ませぬかどうか、是は社會政策を實行せらるゝ上に於て極めて肝要なることであり當然のことである、又方法として無上のものであると思ふのであります、一方に國債の利子に依つて飯を食つて居る者の所得を……課税最低限の最も高きに苦しんで居る者を救うてやると云ふことになるのでありまして、最も適當なる方法であると思ひます、之に付ての御考は如何でありますか、最後に酒税のことに付て少しく御尋ね申上げます、酒税の改正案に於きまして政府が清酒と濁酒と云ふものを、同率に置くと云ふことの御發案をなされました、それに對して衆議院は濁酒に對して税率を低減すると云ふ所の修正案を提出いたしましたそれに對して政府は一議に及ばず相當なる理由ありとして之に御同意をせられた、是は甚だ了解に苦しむのであります、之に同意せられました理由は何れにありますか、で濁酒なるものは下層の民多く飲むものである、之を輕減すると云ふことは社會政策に應ずる所以である、それであるから同意した、斯う或は仰つしやるかも知れぬと思ふのであります、是は決して私は社會政策に應じたものであるとは思はぬのであります、申すまでもなく濁酒なるものは、極めて不純分の多いものであります、衞生上有害なるものであるのであります、此衞生上有害なるものを下層民に獎勵して飲ますと云ふことは決して社會政策上宜しきを得たるものでない、又濁酒なるものは米の原料の割合から言ひますと云ふと精製歩合の甚だ惡いものであります、清酒の方は割合に多くのものを得らるゝのであります、而して之を致醉的飲料として用ひます場合に於ても、同じ醉を買ふ爲には割合に多くのものを飲まぬければいかぬのでありまして、寧ろ濁酒を使ふ方は經費の節約にならぬものであります、經費の節約にならぬものを獎勵して之を飲ますと云ふことは是も決して社會政策に應じたる所以ではないと思ふのでございます、加之此濁酒なるものは酒類密造の媒介を致すものでありまして、之を獎勵すると云ふことになりますと、密造、脱税、非常なる弊害を生ずるに至りまして、其事が取締上非常なる官民の間に紛爭を起すに至るのみならず、大事なる清酒の税を枯渇すると云ふことの虞を有つて居るものであります、故に政府は從來此濁酒と云ふものをば成るべく抑遏すると云ふ所の方針を傳來的に採り來つて居ると思ふのでありますのに今更其方針を捨てられて濁酒獎勵と云ふやうなことをなされると云ふことは、如何なる理由でありますか、之を以つて行きたいと思ふのであります、其他税法の内容に付て御伺いいたしたいことが澤山あるのでありますけれども、是は又他日の機會に讓りまして、今日は是だけに止めて置くのでありますが、私は先刻申上げましたる通り、自分の疑義として居る所を明白にして戴きたいと云ふのに過ぎないのであります、成るべく明瞭に御説明を願ひたいと思ふのであります、而して私は御説明になりました後を押返しての再質問と云ふやうなことは成るべく致したくないと思ふのであります、大概の所で我慢を致します、どうぞ再質問を惹起さない程度に於て明瞭に私の理解の行くやうに御説明を願ひたいと思ふのであります。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　唯今菅原君より長く數箇條に亘つて御質問がありまして、大分長いことでありまして、私の唯今聽取り得た所に付て御質問の點が茲にあるのであらうと判斷いたしましたる點に付て、出來るだけ御答辯を致すのでありますから聽違ひ若は其中に洩れて居ることがありましたならば、又重ねて御質問を願ふ、第一には此度增收計畫の爲に所得税の改正案を提出したるに付て、政府の税制整理の考はどこにあるのか、税制整理を如何にするのか、總理大臣は財界の安定を待つて税制整理すると云はれる、斯うして財政經濟調査會のあるに拘らず、それに此度所得税及酒税は付議せずして茲に提出をしたのである、將來と雖も税制整理案を諮問會に掛けるのであるか頗るそこに疑がある、又税制整理の如きは今後財界の安定を待つてすると云ふことは時機を失する、今日が最も適當の時機である斯う云ふ御意見に依つて政府はどう考へるか、之に對してどう考へるかと云ふ斯う云ふ御尋のやうに了解を致しました、此度の所得税改正案は税制整理を目的として著手した譯でないと云ふことを第一に御了解を願つて置かなければならぬ、國防充實の爲に確定的財源を後年に亘つて茲に捻出するの必要がある、それが爲に增收の計畫を立てる必要がある、さうして此所得税及酒税に依つて財源を得むとするに當つて、現行法の儘で所得税の如き、唯其の歩合を殖やすと云ふことになりましては、貧富納税者の階級に於て從來の現行法の不公平なることを盛んに世の中に[illegible]、其の[illegible]益々不公平になる、それであるから[illegible]唯計るばかりではいかぬと同時に、[illegible]得せしむる爲めに相當の改正を、[illegible]れた改正をせねばならぬと云ふことになつた、[illegible]税の如きは是らは國民の[illegible]る、此の方法宜しきを得るに非ざれば自から[illegible]の各階級の間に於ける嫉妬[illegible]情を緩和せしむるに大に力のあるものである、[illegible]今日の歐米戰後人心の上に來たして居る變化と云ふものは夥しいものでありまして、此階級の間に於ける嫉妬憎惡衝突、斯の如き思想が益々增長したならば如何なる危險な思想を釀すかも知れぬと云ふ位の時勢になつて居るのである、茲に於て現行の所得税は第一に增税する場合に於て方法を改めねばならぬ必要が起つたのであります、其趣旨に於て改正を加へたのでありまして、一般の税制整理と云ふものとは是は別問題である、總理大臣が財界の安定を待つて税制の整理をすると云ふことは、是は大隈内閣の當時に於て、其時の政府より整理案の出た時に於て陳述された言葉である今日此議會開會中に於て左樣な言は一も吐いたことはないのである、唯戰爭も終熄した、是より財界も追々と安定する所に迴りつゝあるのである、故に税制整理に付てはそれ〴〵調査をして成案を得たいので、之を財政經濟調査會に掛けて、而して其調査會の審議を經て成案を得たるものは次の議會にでも成るべく出したいものである、斯う云ふ意味に言はれて居る、税制整理と申しましても、唯理論的に理論を一貫する爲に法文を整理すると云ふことのみではいかないので、矢張り實際に鑑みなければいかぬので、且又税の改正に依つて增税が出來れば、即ち此歳計の上にも鑑みなければならぬ、なか〳〵の大事業である、營業税の如き他の税に付て大藏省に於きましては種々の調査をして居るので、此議會が終りますれば早速に財政經濟調査會に是等を掛けると云ふことは、過日衆議院に於て總理大臣も言明されて居る通りであります、財界の安定を待つてでなければ税制整理をせぬと云ふやうに御了解になつたのは、是は菅原君の誤解と御承知を願ひます、第二の御尋は今般增收を圖るに營業税及地租に付て何等手を著けず、何故に所得税と酒税との此二つに手を染めたか、其理由はどうであるか

斯う云ふ御尋のやうでありましたが、此營業稅の如きは既に稅が重いと云ふ非難が從來あるのでありまして、此多額の增收計畫をするに當つて、先づ此營業稅の增徵の計畫を立てることは不可なりと政府は考へたのである、又地租に付きましても相當の調査を遂げたので、地價修正の如きは三年計畫で既に經費の協贊を經て手を著けて居りますが、今年中には完成を致しませうが、まだ地價修正の本となるべき調査は繼續中で出來上りませぬ、抑々我國の稅は從來は地租が主なるものでありましたが、併し先進國の例を見ましても、直稅としまして所得稅が中心となり、其左右に營業稅即ち商工業者の負擔に歸する稅、農業者の負擔に歸する稅と、斯う左右に立つて居ると見て差支ないと思ふ、何も地租の地價修正をせずとも、今日地租は取り易いではないか、率を上げれば確定的の增收があると云ふことは明なことで故に政府に於きましても茲に調査を試みたので、御承知の通り昨今……昨年以來、此米價が騰貴して著しく農民の收入が增加した、啻に米價のみならず養蠶其他總て農業所得と云ふものが增加したと云ふことは隱れも無い事實であります、併ながら種々の調査の結果、米が一石四十圓足らずになつて、農家の手前に付きましては一石四十圓足らずになつて、初めて今後の商業者の負擔する營業稅と權衡を保ち得るのであります、此增收を圖る計畫を立てる時代に於きましては、左樣な調査の結果を得らるるので、然るに米價も今日まだ安定と云ふ譯にも行きませぬ一石四十圓足らずの米價が續いて將來行くと見て、初めて今後の營業稅の、即ち商工業者の負擔と權衡を得るのでありますからして、其方面から考へて見ましたならば、徒らに今日多額の地稅を增徵すると云ふことには手が著けられぬと考へたのでありますそこで所得稅に於きましては、是は此改正と云ふことは、前刻申した通り負擔の均衡を得ると云ふ、一體現行所得稅法が綜合所得稅になつて居ることは御承知の通りである、故に從來の綜合所得稅と云ふことに付ては何等手を著けて居らぬのであるか、唯負擔の公平を得ぬ最も著しき點が即ち配當金であります或は賞與金である、故に之を個人に綜合して累進率を課ける、即ち此點は菅原君も頗る御贊成で此趣意は宜いと云ふことになる、他に消費稅などの御話もありましたが、酒造稅は是は先づ消費稅の中でも餘り苦情の無い稅で、併し他の消費稅に付きましては多くは皆此消費稅と云ふものは、御承知の通り貧富一樣に同樣に負擔をするものである、今日段々先進國の稅を見ましても、消費稅と云ふものは貧富をして一樣に負擔をせしむるので、社會政策上宜しくないと云ふ世論がある、故に國防充實の爲に長き年限に亘つて事業を繼續するに此確定的の財源を得るに酒稅以外の他の消費稅に依ることは出來ぬのである第三には國民に向つて增稅を求むるに政府は其前に行政整理をして十分に政費の節約をして然る後に國民に增稅を求むるが相當ではないか、然るに豫算を見ても少しも行政整理の跡がない、或は新規に調査會等の機關を設け、却つて人員を增加して居る少しも政費節約の點に付て意を用ひたる所が無いやうである、而して今後稅制整理をするに方つては必ず其前に行政整理をするかどうか、それを聞きたい、斯う云ふ御尋のやうでありました、行政整理と云ふことは此前山本內閣當時に於て私も經驗したことがあるので、又其前と雖も度々政府は行政整理と云ふことを行つたのであります、併ながら其何れの部分に節約をするか、如何の方法に據るかと申しますと云ふと明治十六七年にも行政整理、政費節約と云ふ事で大に斧鉞を歲費の上に加へられたことがありまする、いつでも唯人を減らすとか、或は局課の廢合とか、さうしてさう云ふことを行つて政費を幾らか節約さすると云ふことに止まる、然して其事務の執り方とか、或は事業の計畫を改めるとか、さう云ふ所まで根柢までは整理の意味は徹底して居らないので是までの所で……それ故に數年を出でずして又元に復る、多數の機關を再び又之を設け、罷めた人員は再び之を增すとか、然らざれば政務に差支へるので事務の執り方とか其計畫を改めるとか、根柢からして整理して是だけの節約が出來ると云ふ節約であつたならば其儘行はれるのであります、唯經費を幾らか省いて金を餘さうと云ふのでありますから、勢ひ人を減らすとか、局課の廢合とか、事務上のことを考へないで再び元に復すると云ふことは從來の經驗で明なのであります、唯此行政整理と云ふことは眞に有效なるものにせむとすればなか〳〵一年二年の仕事ではありませぬ、私も是には多少經驗を持つて居る、それは何かと云ふと、往年政府の命に依つて專賣特許を施行するに方つて廣く海外の法規を取調べろと云ふ命を受けて、明治十八、九年の頃英米獨佛四箇國の特許制度及特許局の事務の執り方、帳簿或は書類保管の函に至るまで研究をしたので、殊に亞米利加の「パテント、オフイス」に付て最も細密な研究をし、さうして之を我國に移した、それに依つてです、如何に諸官省の事務が人手が掛り、要らないことに紙を使ひ筆を使ふ、如何にそれが多いかと云ふことが明に分つたので、それですから、初め特許局を設けた時分には七部の審査部を置き、審判部を置き而して人員は僅に二十三人にして兎に角仕事は商標の仕事、意匠の登錄、發明の特許、此三つの仕事を爲し得たのである、若し其亞米利加式に依らずして從來やつて居つた所の方法に依りますれば少くとも六七十人の人が要ると云ふことは其時分の定論である、是は一例であります、故に茲に行政整理を企てむとするならば、各省宜しく三四の人を出して外國に於て我より進んだ方法組織に依つて事務を執つて居る所のものを學んで來て、之を我國に改正を施さなければ有效なる徹底的行政整理と云ふものはむつかしいと私は考へる、併ながら何れの政府と雖も濫費を喜ぶ政府は無いのである、當局者としては常に濫費を抑へ……抑遏するので、然るに菅原君は却つて新に色々な機關の設置があり人が殖えたと仰つしやるけれども、今日の時勢を少しく考へて御覽なさい、新なる機關の施設、人員の增加は是は免れぬ、國際間の關係に於て如何なる地位に我國が立つたか、講和其他の關係に於て如何なる仕事が殖えたか、又今後經濟の競爭場裡に立つて進んで行かなければならぬ我國が、此用意の爲に將來何をせねばならぬかと云ふことを考へられたならば、今日は寧ろ政費の多少殖えると云ふことは當然なりと御考へ下さらなければならぬと思ふ、普通の行政整理は何れの人が局に當るとも常に心掛けて居る次第です第四點は不徹底な點がある、即ち所得稅に於て綜合課稅主義を採つたは宜いが、それは宜いが不徹底である、斯う云ふことである、それに付ては幾多の犧牲を政府が拂つて、而して綜合所得に改正せられたが、其間に於てまだ議論が一貫して居らぬ、而して其不徹底なる點を擧げられましたが、產業の發達を阻止すると云ふやうな考の御議論もあり、又帝室御財產にも御論及が及んだ、或は無記名株式などは免除される、決して免除と云ふことはならぬ、けれども帝國の臣民たるものは此稅法の及ぶ所は此稅を取られる、外國人と雖も我國に居れば所得稅を取られる、無記名株式を持つて居る者も免稅にはならない此點に付て私は多く言ふのを望まぬ、唯國債、社債の利子に付ては第二種として源泉課稅を課して居るから綜合主義に適はぬ、徹底しない、斯う言はれる是は既に菅原君も言はれる通り、唯稅と云ふものは理論一方に傾いて法を定めることの出來ないものである、一方に於ては實際をも顧みにやならぬ、公債社債の利子と云ふものを個人に綜合して之を取ると云ふ理論を徹底する爲には、政府並に納稅者に於て少からざる之が爲に手數を要する、且又脫稅の虞がある、其民度に適當した徵收法を定めると云ふことは即ち理論を離れて、又實際のことを顧みにやならぬと云ふ所以である、此ものに對して第二種所得稅を課するから、故に今度の改正案はいかぬと非難さるゝは大なる間違だ、他所の國に於て矢張り斯樣なものは脫稅の虞がある、非常に納稅者並に徵稅上に於て手續等の不便があると云ふものは已むを得ぬ、源泉課稅即ち最も取り易い所に於て稅を取ると云ふのは相當なことである、定期預金の利子を取つて他の利子は如何にするか、利子のことも先刻說明の時に既に茲に述べました通り、現行法に於ては綜合所得の計算で課稅すべきものである、然るに今日の民度に於ては預金の利子と云ふものを申告する者は甚だ少ないのである、之を銀行に就て調べむと欲すれば勢ひ銀行の營業の祕密に立入ると云ふので銀行者は之を拒む、それで今日では取れないから如何にしたら脫稅を防げるかと考へると云ふと先づ定期預金をなす人には比較的負擔力のあるものであるからして之を今日のやうに脫稅させて置いてはいかぬからして、是は已むを得ぬ、銀行で取れば押へて放さない便宜の方法としてだ、從來より先づ勝ると云つた方法として之を源泉課稅にしたのである、其他の利子を正直に言ふ人は綜合所得として屆けるが理論である、併し今日定期預金ですらも之を申告する者は少ない世の中に於て、他の種類の利子を理由では綜合して取るから重くなると仰つしやるけれども、實際に於ては是が十分に申告をする者があるや否やと云ふことは、甚だ今日ではまだ疑はしい、大藏大臣は法理上に於て、まさか大目に見るとは言はれまい、其通りである、大目に見ると云ふことは言はれない

併ながら、事實現行法に於て税の上からざる所以に如何である、之を救濟するのに最も便宜な法として銀行に取らせると云ふことは現行法より優つた法なりと云ふことに御了解なさるが當然だらうと思ふ、それから第五には借金の利息、之を引くが當然ではないかと云ふ御議論です、さうして大藏大臣は借金して株を持つのは「スペキュレーショシ」だ、そんなものを顧るに及ばぬ、それと云ふものは政府も、「スペキュレーション」をやつて居る、是は隨分見當違の御質問だ、私はそんなことを言つたことはない、大抵御分りになるだらうと思ふ、成るほど今日では綜合所得、個人の所得に於て、其所得を得るに必要なる經費は差引くと云ふことになつて居る、そこで菅原君の言はれるのは、今度新に綜合して所得と計算せられる配當金、之に付て重もに言はれるのである、即ち株を持つ爲に借財をして居る、此利子を引くが相當ぢやないか、利息を引くのが相當ぢやないか、是は一應御尤な御意見である、併ながら米國にして見た所が有價證券を所有するが爲に借財をして居る利子、之を控除すると云ふことに付ては又一方有價證券其他財産、所謂財産の賣買に付て得た所の一時的臨時の所得をも矢張り課税所得として計算することになつて居るのであります、我國の所得税は一時的臨時の所得に付ては課税所得として計算をしないのである、そこに違ひがあるのである、而して二割を控除すると云ふ事は衆議院で修正になつたのに政府が之を相當の修正として同意をしたる所以も其點にある、強ち利息とは云はぬ、併ながら凡そ所得を得るのに多少の必要なる經費の加はらざるものはないと見るが今日の經濟界の狀態に於ては至當であらう、故に配當金を得るが爲に多少の必要なる經費があるものと云ふことを認むる以上は、或る程度に之を控除して見ると云ふことも至當なりとして政府は之に同意をした譯である、且又事業家は今日皆資本がないのだ、富豪から金を借りて事業をして居るのだ、それ等の者の爲にも借財の利子を見ぬと云ふのは當を得て居らぬ、是等を以て大藏大臣が「スペキュレーション」だと云ふのは宜くないと云ふ語氣を以て、色々御陳辯になりましたが、是は何か御聽違ひか何かであつて、私は左樣なことは言はないのです、國家の産業は常に健全なる基礎の上に其發達を期待せねばならぬと云ふことは無論のことて、是は必ず菅原君も御同感であらうと思ふ、苟も輕佻浮躁なる考は、斯樣な考を以て事業に臨んで、一時の投機心に驅られ常識の打算を離れて自己の資力をも顧みず、唯株式の賣買を事とするが如きは、是は決して健全なる産業の發展を促す所以ではないのである、今此株式に投資する人の、私は種類を區別して見ます、第一は已れの生計上の餘裕があつて全く自分の其餘裕を確實に有利に運轉しやうと云ふ考からして、全く自分の力、自己の力だけで所有して居る株主もあります、或は又自分の貯蓄した金、自分の力だけで足りぬ、幾何か他から借財して持たねばならぬと云ふ者もあるけれども、是はです、已れの資本が幾らあつて之を株を持つのに幾ら足りない、之を銀行から借りて、銀行に利息を拂つて、而して已れの持つて居る金は幾らに廻るかと云ふことを打算して、其利益のある所に從つて其決心をするのである、假令其代金の一部は銀行等より借りたことが、借りた金があつても、而かも自分が受くる所の配當金、それに依つて銀行には利息を拂つて殘つて、已れの出した資本に對して、是れが幾らの利廻になる、さう云ふ差引勘定をして以つて初めて株を持つ、斯樣な放資者はです誠に確實な株主である、斯樣な人達は今日改正法に依つて、非常に俄に其の志を變へて今迄の方針を改めると云ふやうな左樣な變化は……著しい變化は生ぜぬものと私は考へて居る、又斯樣な人達は單に不斷配當に依つて得る利得をのみ期待して居る者ではない、其の會社の事業が段々に盛大になつて、或は持つて居る株の時價が騰る場合もある、或は增資する場合もある、配當の殖える場合もある、斯う云ふ前途に希望を以つて放資をして居る株主である、又其他にはです、新たに事業を企てむとする人が、其新事業の爲に要する資本を得むが爲に、既に持つて居る所の株券を銀行に抵當若くば擔保にして、金の融通を求めるものがある是等は其株券を持つが爲の借財ではない、他に事業を起す爲の、即ち新に資本を得る爲の借財である、此借財をなす人はです、新規に計畫する所のものに付てどの位の利益が將來に上るか、是だけのものを今放資して、一年二年假令無配當若くば配當が少くとも將來に幾何のものを期待し得るやと云ふことを打算して、而して後に是は放資すべきものである、故に皆彼の唯今まで列擧した所の投資者は、それぞれ相當の打算の基礎に、堅固な基礎に於て株を所有し事業に放資すると云ふものである、故に今日の新税法は決して是等の人々に對して非常な變化を生ずるが如き苦痛を與へるのにあらずと信じて居るのであります、而して之に依つて最も世の中に苦痛を感ずるだらうと想像し得る者は、是より述べむとする放資家である、それは何か、長く事業に投資すると云ふ考はない、或る事業が宜い、或るは事業に長く投資して、其の利益を得やうと云ふ考を持たずして唯眼前一時の投機心に驅られ株式を買入れて、或は新規の事業を起すも甚だ無定見、唯僥倖的に利益を得むとする者左樣な人に取つては此税法は苦痛なりと私は言うて憚らぬ、即ち先刻菅原君は言はれた、大藏大臣は借金して株を持つのは投機だ、投機は構はぬと云はれたのは、即ち此意味である、此點に於きましては、今度の改正法案を先刻申した堅實なる基礎の上に我が産業の發展を期待せねばならぬ、此點に於て間接に大なる効果ありと私は考へるのである、今日の如く國民如何に購買力が增加したとは云ひながら、投機心は益々盛んになる、僥倖的利益を得むとする、さう云ふやうな氣運が盛んになつて來た、延いては之を放任して置けば國民性を毀傷するに至ると私は考へる。兎角世の中には、今度の改正法案、即ち各階級に對して負擔の公平を得、其能く均衡を得せしめたる點に付ては正面から之に向つて反對することは出來ない、故に種々に名を藉りて難癖を附けて、さうして或は富豪に迎合するやうな論者が世の中に澤山あつて、或は之を延期せむとし、何とかして此法案を葬らむとする者がないではない私は左樣な人に向つては將來國家の爲に大に猛省を促さむとするものであります、それから酒造税に付て、濁酒の有害なることを御說きになつて、今日の政府の案を衆議院で修正した爲に却つて濁酒奬勵と云ふことに御取りになつて、政府は何故に濁酒を奬勵するかと云ふ攻擊的の御質問である、之に同意を表した、理由は何であるか、是は何でもない、淸酒に於て十圓の增税は先づ思ひ切つた增税と言はざるを得ぬ、而して原案は濁酒に付て十三圓の增税になり少し重過ぎると云ふ考は誰しも思ふ、淸酒に對して十圓の增税已に重いと云ふ感じを有つ以上は、濁酒に對してそれ以上に十三圓の增税の重いと云ふ感じの起こるのは無理が無い、而して何故に政府が原案十三圓にしたかと云ふと、一昨年の議會[illegible]に付て政府の提案に對して[illegible]ました、三圓の差を附けた、淸酒と濁酒との間に……若しそれが爲に濁酒、即ち有害なる濁酒の奬勵となると云ふことならば菅原君は其時に御反對なされねばならぬ、政府は其時一昨年の改正に於て既に政府の提案に對して議會が三圓の差を淸酒と濁酒との間に附けた、其譯を以て又それを取返すが爲に今日淸酒以上に十三圓の增加をすると云ふことは餘り酷でないかと云ふ議論に接して見ますると、政府も成るほど矢張り淸酒に、十圓今日增税するならば、濁酒にも十圓が穩當であらうと云ふことに鑑みて之に同意したに過ぎない、先づ……

〔菅原通敬君「國債利子は」と呼ぶ〕

國債の利子を免除せぬと云ふのは徹底しないと云ふ矢張り一つの御議論である、是はもう單純に唯理論から考へましたならば、國債利子を總て免除したと云ふことが是は誤である、寧ろ日露戰爭の時に軍事の爲に國民に强要して應募された公債のみに限つて將來所得税を免除すると云ふやうなことは或は適當な手段であつたかも知れない、然るに其當時一般の公債に對して……總ての公債に對しては所得税を免除すると云ふことになつたのであります、是は理論上から考へて見ましたならば、苟も所得のある者、公債の所得の如きは何等勞せずして、坐つて居つて所得のある者、之に所得税を免除すると云ふことは不合理なりと云ふことは、是は理論の上から當然立つ論であります、併ながら一旦左樣に所得税を免除せられたる公債となつて今日市場は……所有者も其價と云ふものが所得税免除と云ふ資格を有つた、此優遇を受けたものとして市價も定まり、銘々の財産に定つて居るのである、で將來の公債に對して所得税を免除するが宜いと云ふ論ならば、まだ頗る聽くに値するかと考へるけれども、菅原君の言はれるのは過去に遡つて免除するのが相當でないかと云ふ、是も一つの御議論であるが、假令過去にせよ將來に亘るにせよ、此公債の免除と云ふことに付ては一方又公債政策の上から考へて、宜しく其時機を選ばないと云ふと、唯理論を一貫せむが爲に、公債政策の上に大なる蹉跌を生ずると云ふこともないとも限らないのである、故に是は唯單純の理論を以て此公債利子の免除を斷定する譯には行かぬのであつて、矢

張り將來公債に對して所得稅を課すると云ふ時機がないとも私は斷言しない、國の公債が段々少くなり公債の需要が多くなつて、他の金利に合はして公債と云ふものが非常に有利なものになると云ふやうな場合に於て、國家の公債政策の見地から考へて、之を廢して然るべきと云ふ時機が來たならば、其時是は考ふべき事柄であると私は考へる、且又減債基金を停止した、是は矛盾だと云ふやうな御議論がありました、是は矛盾でも何でもない、減債基金を一時繰入を停止することは、國防充實の確定的財源を得るに必要であるからして、之を停止するのである、一向矛盾と云ふことはないと私は考へる、大概……それから所得稅の最低限を高むる考があるかと云ふ今日では之を六百圓としてありますのですが、それ以上に免除點を高むる考は今日は有ちませぬ、先刻說明を致しました通り他の點に於て即ち第一に現行法から見ますると、課稅率が百分の三を百分の一として三分の一にしたのである、現行法は五百圓が最低限である、百分の三ですから五百圓の收得のある人は十五圓の所得稅負擔になつて居ります、今度は六百圓、六百圓の百分の一で六圓になります、免稅點を引上げた上に稅率が三分の一に下つて居ります且又扶養義務のある勤勞所得等に控除額を加へた譯であります、實際今日では千二百圓の勤勞所得のある者は其家族を平均して見ますると云ふと、此小額所得者の家族一人に付て三人以上ださうです、三人乃至四人の間だと云ふことである、さうしますと云ふと、勤勞所得に於て二割を引かれる、千圓例へば取る、それから扶養義務のある者が二人あると云ふと三百圓引かれる、さうすると五百圓殘る、殘る所五百圓、さうすると云ふと是は免稅者になる、左樣なことが一方にはありますから強ち免稅點を高むるばかりが小所得者の爲ではない、一方に左樣な控除額があり、稅率を低めた點からして、先づ今日は六百圓を最低限度にすることを適當なりと政府は見て居ります、之を高めると云ふことに付て政府は承認するか、承知するかと云ふことでありますが、政府は是は承知いたしませぬ。

○議長（公爵德川家達君） 菅原君に伺ひますが、唯今の大藏大臣の御答辯に對して何か再び質疑をせられますか、如何ですか。

○菅原通敬君 是から續いて御やりになりますか。

○議長（公爵德川家達君） まだ質疑をなさる御積りですか。

○菅原通敬君 もう止します。

○議長（公爵德川家達君） 御止めになる……此際諸君に御諮り致したいことがあります、本日は休憩いたしまして午後引續きまして會議を開く積りでございましたが、議事の都合上本日は休會を致したう存じますが、諸君に於て御異議があらせられませうか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議がなければ本日は是で散會致します。

午後零時二十三分散會

○大正九年二月十四日（土曜日）

午前十時九分開議

議事日程 第十三號

第一 鍋島桂次郎君請暇の件

第二 所得稅法改正法律案（政府提出、衆議院送付） **第一讀會**

第三 所得稅法施行に關する法律案（政府提出、衆議院送付） **第一讀會**

第四 酒造稅法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） **第一讀會**

第五 酒精及酒精含有飮料稅法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） **第一讀會**

第六 麥酒稅法中改正法律案（政府提出、衆議院送付） **第一讀會**

第七 明治四十一年法律第二十四號中改正法律案（政府提出、衆議院送付） **第一讀會**

第八 國債償還資金の繰入を爲ささることに關する法律案（政府提出、衆議院送付） **第一讀會**

○議長（公爵德川家達君） 是より書記官をして諸般の報告を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

昨十三日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

大正八年法律第五號中改正法律案特別委員會

委員長 侯爵佐々木行忠君

副委員長 子爵藪篤麿君

鐵道敷設法中改正法律案特別委員會

委員長 平井晴二郎君

副委員長 中村是公君

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

大正九年度歲入歲出總豫算案並大正九年度各特別會計歲入歲出豫算案

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

臨時軍事費豫算追加案（第一號）

函館控訴院の移轉に關する法律案

大正二年法律第九號中改正法律案

○議長（公爵德川家達君） 是より本日の會議を開きます、昨十三日鍋島桂次郎君病氣に付決算委員辭任の旨を申出でられました、許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます、第二に於て此補闕選擧を行はれむことを望みます。

○議長（公爵德川家達君） 議事日程第一、鍋島桂次郎君請暇の件、病氣に付二十九日間の請暇でございます、許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君） 議事日程第二より第七に對する昨日に引續きまして質疑を許します、阪本釤之助君。

〔阪本釤之助君演壇に登る〕

○阪本釤之助君 諸君、私の質疑を試みたく考へて居りましたことの多くは昨日菅原通敬君が數箇條に亘つて明斷に而かも痛切の質問がありましたので、之と重複することは避けることに致します積りであります、併ながら昨日の大藏大臣の御答辯は私には了解し兼ねる點が多かつたのを、遺憾とする者であります、それに付きまして私より更に御尋ね致して見たいと思ふことを生じたのであります、私も菅原君と同樣所得稅、酒稅に對しまして是だけの增稅を行はるるならば、何故に營業稅、地租にも手を觸れられなかつたであらうかと云ふことを疑ふ者であります、大藏大臣の御答に依りますると營業稅は現に重稅であるから此上の增稅は不可である、地租は地價修正の調査中であつて而かも今日は米價の標準が安定して居ない、一石四十圓位の標準に安著したならばと云つたやうな御言葉であつたやうに承りましてございますが、果して然らば現內閣は營業稅の增加と申すことは、此後絕對的に行はないのである、地租の方も地價修正の調査が出來て、さうして米價が約四十圓見當の標準に安定するまでは增稅を行はないと云ふ御方針であると承知いたして宜しいのでありませうか、左樣でありまするならば、現內閣は地價修正の調査と云ふことは何時頃に終了する御見込であるのでございませうか、又米價を約四十圓見當に安定せしむると云ふことは物價調節の上に於て何か御手段があつて、又一石四十圓位と云ふことが適當な價格であると御認になつて居るのでありませうか、其邊を一つ伺つて見たいと思ふのでありますが、次に行政整理のことでありまするが、五箇年の戰時中に於きまして行政機關の著しく膨脹いたして居ると云ふことは免れざる事實であります、而して增稅を行はむとする今日に於きましては、是が整理を行はるると云ふのは當然の歸結であると存じまするに拘らず、大藏大臣の言に依りますれば曾て山本內閣の時に經驗して官吏の減員や局課の廢合ぐらゐでは駄目である、根本的整理を爲すでなければ實効は無いと申すことであります、或點までは私も御同感を表する者でありまするが、其所謂根本的整理と云ふことの御註釋を一つ承つて見たいと思ふのであります、大臣の言はるる所に依りますると各省から二三人づつぐらゐ視察官を外國に出して、彼の國の事務の取扱振を見學せしめて、さうして之を模倣するやうにでもしなければ、根本的整理は出來ぬと、斯う云ふやうな御言葉があつたと記憶いたして居ります、是は誠に解すべからざることと私は存じまするのであります、是まで每年代る〴〵歐米諸國へは人を出して居られるのであります、或は書記官或は參事官級の人々が代る〴〵外國へは視察に出られるのであります、それ等は一體何を調べて歸つて來られるのでありませうか、今更事新しく多數の人を外國に派遣して見學をせしめた上でなければ我が行政の根本的整理は出來ないと云ふに至つては實に驚かざるを得ぬと存じますのであります、併し大藏大臣の見られる所では是まで派遣せられた人々では何も分つて居らぬ、是から更に人を出す必要がある、斯樣に仰つしやるならば大正九年度の豫算に於て是等の計畫に副ふべき經費が計上されてあるのでありますか、それとも行政整理と云ふことは當分手を著ける考がないから何もして居らぬ、唯自分の理想を述べたばかりで、現內閣は行政整理と云ふことは丸で問題に

して居らぬ、斯う云ふことでありますか、それを一つ具體的に付つて見たいと存じますのであります、次に御尋ね致したいのは此所得税の改正と市町村の附加税との關係であるのであります、之を再言いたしますれば、市制百十九條、百二十條、町村制第九十九條、第百條と改正所得税法との關係如何と云ふことであります、本案改正實施後に於きましても、其所得の增加する土地の……其所得の生ずる土地の市町村は所得者の各自に對しまして所得税の附加税を賦課することが出來るかどうかと云ふのであります、例へて申しますれば甲の地にある法人の利益配當を乙丙の地に住する人が收得する場合には、甲の地の市町村は乙丙の地の人に對して所得税附加税を賦課徴收することが出來るのであるか否やと云ふことを一つ伺つて見たいと思ふのであります、即ち甲の地で甲の地の法人から收得する收得金に乙丙の、即ち其人の居住する……居住ではありませぬ、其人の乙丙の地に住する人に對して附加税が課けられると云ふことでありますれば、課税上手續は頗る煩雜なものでありますけれども、其市町村の課税上に於ては著しき影響を蒙らない譯でありますが、若し改正法律が綜合課税になつたが爲に、所得者の居住地のみに於て其人の全部の所得税に附加税を課すると云ふことになるのでありますならば、市町村の財政に非常なる激變を來たすことになりまして、是まで事業地として多くの會社、銀行等を有して居る所の市町村は忽ち税源を失ひまして、其税額は……即ち會社銀行が是まで負擔して居つた所の税額は在來の其土地の居住民、即ち市町村民が負擔しなければならぬことになりまするが故に、新に繁昌を增しつつある所の事業地に於ては甚しき苦痛を感ずることでありまして、自然在來の市町村民は會社銀行等の存在することを厄介視することになりまして、從つて商工業の發展を阻害すると云ふ結果に陷りはしまいかと云ふことを憂慮いたすのであります、之に反しまして一二の大富豪を有して居りまする市町村に於ては、其富豪者の綜合的所得に向つて巨額の附加税を賦課することが出來まするが故に自餘の……自他の市町村民は殆ど全く市町村税の納付を要せざるの利益を見ることがあらうと存ぜられますのであります、是まで源泉課税であつて、會社をして拂はしめて居つたものが、皆其本人が拂ふと云ふことになりますれば、本人の所得税額に非常なものでありますから、其人の居住する所の市町村は、其人には僅な附加税を課けましても小さな市あたりでございますれば殆ど市税の全部を其人一人から出して貰ふと云ふやうな結果になりますから、是まで相當な税を拂つて居つた市町村民は非常な樂になるのであります而して先きに申した會社銀行を有して居る土地の方は何にも取れなくなりますから、非常に市町村民が重税を負ふことになるのであります、即ち所得税法改正の結果は、等しく市町村の住民でありながら、彼此大なる不權衡を生ずると云ふ次第でありますが其事に關しましては政府に於ては豫め御考慮があつて、其救濟法をも御見込が立つて居るのでありませうか、是は内務省御所管に最も關係のあることでございますが故に、此點だけは内務大藏兩大臣より御説明を請ひたいと存じます、以上御尋を致しました三點に對しまして明瞭なる御答辯あらむことを期待いたします。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 唯今阪本君の御質疑になりましたる第一は昨日私が菅原君の御問に對して御答した中に營業税のことに言及をしました、其節此營業税なるものは現在既に税が重いと云ふ苦情が從來あります、其他徴收の方法等にも苦情があるので、之を今般の國防充實の費用に充てるが爲に巨額の確定的財源を求むるに當つて今日の狀態が此營業税に多きを求むることは不可能なりと考へて是には手を著けないと云ふことを申上げたのであります然るに今果して左樣であるならば、今後絶對に增加をしない積りか、斯う云ふ御尋でありますが、政府として營業税は絶對に今後增加することはないと云ふことを茲で言明する譯には行かないので、國費の增加の必要を生ずる或る場合に於て各種の税に增收を求むる場合がないとも限らぬ、昨日申上げた趣意は絶對に今後營業税に付て增加せぬと云ふ意味は毛頭含んで居らぬものと御了解を願ひます、又地租に關し昨日私の申したのは四十圓に米價が……凡そ約四十圓位に米價のなつた時初めて農業所得と商工所得の負擔の權衡を得る位なものである、斯う申したので、四十圓に安定すれば地租を增すと云ふ意味ではない、段々調べて見ますと云ふと、農業所得の米價が凡そ四十圓に達した時代に於て農家の負擔する所の、即ち地租たるものが、商工業者の負擔する營業税と稍々權衡を得ると云ふことを申上げた、故に之を以て米價が四十圓に安定すれば地租を增すんだと御解釋になるのは是は間違であります、而して此地價修正のことに付ての御尋でありましたが、是は御承知の通り準備調査として、三箇年繼續事業として議會の協贊を經て、今日是は着手して居る譯であります此準備調査は大正九年度中に結了を告げることになつて居るのであります、此準備調査の終りましたる後に、初めて茲に眞の地價修正が出來やう、斯う云ふことになる、準備調査結了の後に地價修正に著手することになる、斯う云ふ順序で、第二には行政整理のことに付て昨日申述べましたが、其根本的整理の解釋を聞きたい、根本整理、根本的整理と云ふことは如何なるものだと云ふことの解釋に聞きたいと云ふ御尋であるか、是は詰まり事務を敏捷に取扱つて、而かも無駄のないやうに、成るべく人手を省いて、而して經費を有効に使ふ、それをするのには行政の或る機關の併合等も必要になつて來ませう、事務の手續、局課の併合等のみならず、或は書類を保存する箱なども、入用な場合には直ちに其書類が出て來ると云ふやうな仕組に出來て居る、保存の箱まで外國では發明されて居る、一例を擧げますれば帳簿の如きも、事件で直ちに字引の如く、其の書類が誰の手にあると云ふことの分るやうになつて居る、或は年月人名等に依つて直ちに分るやうになる、斯樣なことが外國では行はれて居る、左樣なことに立至つて整理をせざれば、根本的の行政整理は出來ないと云ふ、斯う云ふ私の私見を申述べた、然らば是まで官吏として外國に派遣されて居る者は澤山にあるではないか、それ等の官吏は何をして居つたのか、左樣なことは調べなかつたのが、斯う云ふ御尋ねであります、從來派遣されたる官吏は各々其取調等の目的は明になつて居る、未だ行政整理の爲に各國の官省に就て唯今私の申しましたやうな事柄を調べに特派された者は先づ無いやうである、然らば現政府は何等行政整理に付ては棄置いて何もしないのか、斯う御尋である、是は昨日も申しました通り普通の行政整理は何れの政府と雖も之を爲さざるものはない、豫算編成の度毎に普通の行政整理と云ふことには十分に注意を拂つて、經費の節約をするやうなことには努めて居るので、大正九年度に於いて[illegible]の如き行政整理の[illegible]、經費はないのか、是れは今日迄[illegible]せて[illegible]、打[illegible]せてないからと云つて[illegible]行政[illegible]、[illegible]來て置くと云ふことはない[illegible]、どの[illegible]、或豫算を編成するときに當つては或は局課の[illegible]、[illegible]は如何にして事務を敏捷にすることが出來るか、どの部分に於て經費を省くことが出來るかと云ふことは是は當時やつて居ることで根本的整理と云ふのは尚ほ其以上に行つて徹底させると云ふ意味である、最後に市町村の附加税……所得税に對する附加税のことに付て御尋であります、今度會社の配當金は個人に綜合して徴收するやうになつた爲に、非常に地方の財源に變動が來ると云ふやうな御心配のやうであります、是は法人に對しまして、矢張り法人所在地に於て附加税を課することになる、個人個人の住居地に於て附加税を課することになる、而して會社に於きまして其留保金額、超過所得に對して課税される金高は少くないのであります、政府の見る所では此の配當金が個人に綜合せらるる爲に從來の市町村の附加税に於て非常な變動の起ると云ふやうなことはさうは考へないのであります、矢張り法人は從來の如く其所在地に於て附加税を取られるので、課税せられるのである、而かも今度の改正案に依りまして、法人の保留金、超過所得を掛ける率、それ等に依つて考へますと此金高も尠からぬものである、又今日は株主も各地方に散在して居るのである、農村にも段々御承知の通り株式を所有するやうに今日はなつて來たので、其邊のことを考へまして、其の事情より推察しまして、唯今御尋になつたやうな地方の財源に大變動を來たすと云ふやうな憂はないと當局は考へて居る、それだけを……

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣(床次竹二郎君) 唯今大藏大臣より御答へ申したやうに内務省に於ても考へて居ります。

○阪本釤之助君 内務大臣はもう少し徹底した御答を得ることゝ思ひましたが、大藏大臣と御同樣らしいのでありますから、もう一應伺ひますが、大藏大臣は概括的に法人は法人に對して課税するのである各人は各人の所在地に於て所得に對して課税するのだから地方の財源に付ては影響はないと云ふことでありますが、法人それ自身に關する附加税は無論其法人の所在地で課することは毫も疑はないので、是

まで法人が株主に配當する金額に掛けたのは所謂源泉課税でありまして、其法人が直ちに税を拂ふのでありますから、法人が非常に澤山の税を拂つて居るのであります、法人所在地に於てはそれに對して澤山の附加税を掛けるから、大變都合が宜かつたのであります、それから今度は利益配當其他は各人が皆所得を致して、即ち綜合課税になりますから、法人は大きな伽藍を備へて居つてもそれは即ち抜殼のものになつて居るのである、それは先きに申しました企業地と申しました九州地方の有様などで見まするると云ふと、其例は澤山あるやうに心得て居ります、其他大都市の附近、例へば東京附近の板橋のやうな所、千住のやうな所、それから大阪附近などには澤山あります、大きな市になれば會社もあれば金持もあつて所得税を納めるから宜しいが、九州地方の或る都市や東京大阪附近に在る町村、若くは小さな市になると、會社で市が成立つて居る、即ち法人が澤山の税を納めて居る、所がそれが抜殼になつて其の所得を受ける所の者は東京に在るとか大阪に在るとか云ふ譯であります、滋賀縣の如きは金持が澤山本宅を持つて居りまして、金持が澤山住んで居る町村は澤山金か取れるが、抜殼になつた町村は金が取れなくなつて、それで道路のことも衞生のこともしなければならぬ、現に近い例が四日市にあつて、あそこに「ペスト」があつた爲に非常に市費を要したのであります、四日市の如きは非常に繁華な所ではございませぬが、東洋紡績などがあつて、是が非常に盛んなものでありますが、此東洋紡績は今後附加税を掛けられぬと云ふことになれば、地方の財政に非常な影響を及ぼしはせぬかと斯う云ふことを御尋ね申したのであります、法律上の解釋として會社の所在地に賦課するのであるならば、株主が何處に往つて居らうが、追つ掛けて行つて四日市なら四日市、若松市なら若松市に於て所得した者は若松市に於て拂へと云ふならば、強ひて私の疑問はないのでありますが、私の解釋ではさう云ふことは出來なからうと思ふ、抜殼になるのであるからさう云ふことは出來まいと思ふ、之を救濟するに付てどう云ふ御考かあるかと云ふことを御尋して見たいのであります、それから內務大臣に御尋いたしましたのは、市町村の財政監督の上から如何に御考になつて居るかと云ふことを伺つて見たいと思つたのであります、もう一應どうか……

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 是は私から御答へいたしまするが、阪本君は今度の改正に依て法人と云ふものには殆ど所得税と云ふものは掛らぬと云ふやうに御考になつて左樣な御問になるだらうと思ひますが、現行法に於て第一種の所得税の税率は千分の七十五であります、即ち百分の七半であります。然るに今度の改正案に於て會社の留保所得並に超過利得に對して相當重い税を課して居るのであります、現行法に於きまして會社の所得税は、即ち第一種の所得税は、七千九百萬圓である、即ち會社配當金から之を拂つて居る、此七千九百萬圓と云ふものは會社の支拂つて居る所得税であります、之に對して附加税が掛つて居る、會社所在地に於て今度の改正案に於きまして、而かも衆議院の修正案に依りまするると云ふと、會社の負擔する所得税、即ち留保金並に超過利得に對して負擔する所得税は、九千八百萬圓になります、即ち現行の會社の負擔よりは重くなつて居るので、即ち此所得税は會社が其所在地に於て納める、それで其町村は之に附加税を掛けて行くので、決して財源の減ずると云ふことは御心配にならなくても宜からうと云ふことを先刻申したのであります、此に於て數字で明に申して置きます。

○阪本釤之助君 もう一遍伺ひたいのであります、唯今御擧げになりました數字は、從前の七千何百萬と申しますのは源泉課税の金額も含んで居るのでありますか、今後の九千何ぼと仰しやいましたのは、綜合課税は除きまして、全く會社自身が拂ひますのでありますかと云ふことをもう一遍……政府委員からでも宜しうございます。

○國務大臣(男爵高橋是清君) 御解釋の通りであります。

○山脇玄君 私も簡單でありますから當所で述べまして宜しうございますか。

○議長(公爵德川家達君) 演壇の方が大臣に御聞こえが宜からうと思ひます。

〔山脇玄君演壇に登る〕

○山脇玄君 私は大藏大臣に向ひまして此酒造用米の數量等を伺ひたいのであります、明治三十五年頃と大正六年頃とを比較して見ますると、其間に酒造用の米が十四萬石餘ほど減じて居るやうになるのであります、然るに世上傳ふる所に依りまするると、近年極く最近は著しく激増をして、五百萬ほども酒造用に內地米を費して居ると斯う申して居るのであります、さうでありますから、大藏省の御調に依りまして、最近の酒造內地米は幾許であるかと云ふことを第一に伺ひたいのであります、第二は我々素人の調に依りまするると云ふこと、酒造用の內地米は凡そ三百萬少し越ゆる位であるやうであります、丁度それ程ありますると云ふと、今日の所で內地人が內地米を需要する米に丁度當るやうであります、三百萬少し餘……其大藏省の御調はどれ位になつて居るかと……詰り內地米で內地人を養ふに不足する內地米の量は今日酒造用に使つて居る所の三百萬石餘であるや否やと斯う云ふ問題であります、それから第三には果して內地米を酒造用に用ひることを止めさへ致しますれば、かつ〳〵今日の所では內地人の需要を滿たすに足るのであると致しましたならば、一面に於きましては今日のやうに米價の暴騰甚しき場合一面に於きましては個人衞生とか公衆衞生とか民族衞生とか云ふことを唱へ出しまして、社界の三大病源の一たる「アルコール」中毒を征伐せねばならぬと云ふ今日の場合に當りまして、此中毒を製造する所の原料として此大切なる內地米を用ふると云ふことは禁じた方が宜しくはないかと私共は考へる、當局大臣はどう御考になつて居りますか、聞く所に依りますと云ふと政府當局が內地米を酒造用の原料に用ふるを禁じないのは一億圓內外の税源が引けると云ふ所に在るやうであります、其理由を伺ひたいのであります、それから第四には斯樣に税源の喪失、税源が無くなると云ふことが其理由であると致しましたならば、今日は既に大藏省所管の釀造試驗所で外米を以て立派な清酒が出來ると云ふことであるやうです、而かも其價は餘ほど內地米を原料とした酒より廉く、あの四合入罎と申しますが、あれ一罎が五十錢程で求められる、實は私も或る小賣商店に就て再三試用を致したいと思つて、買求めやうと致しましたが今は、試驗の爲であるから、釀造が豐富に出來て居らない、それで小賣商へ持つて參りましても、直ちに賣盡しますと云ふことで、まだ私は一度も試用することが出來ないのでありますか、中々立派な酒が出來ると云ふことであります、でさう云ふ事實を大藏大臣は御認になつて居りますや否や、此四點を伺ひたいのであります。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 唯今山脇君の御尋は釀造用に最近に於て內地米をどの位使ふか、其數字を承知したいと云ふことが第一であります、はつきりした數字は唯今此處に材料を持ちませぬでありまするが、常に考へて居りまする所では先づ此清酒を最近五百萬石位は造る、清酒を五百萬石造りますれば、內地の白米は之に對して三百七八十萬石は使ふ譯であります、而して此釀造に使ふ內地の產米を之を禁じたならば、即ち米の供給が豐になつて、價も今日の如く高くなくて濟むだらう、斯う云ふ御見解であります、固より內地米三百七八十萬石の白米を酒の爲に消費するのでありまするから、之を禁じますればそれだけ食料としての內地米は殖えるのでありまするからして、供給の上には大なる効果を見ることが出來る、併ながら果して是だけの米を酒に用ひなければ、內地の消費高は十分なりと云ふことは是は斷定は出來ないのである、一昨年の十一月から昨年に掛けて外米が五百萬石以上も這入つて來て、僅に其需要を滿たしたと云ふやうな有樣でありますからして、釀造の爲に內地米を使ふことを禁じさへすれば、それで國民の用ふる米は十分であつて、而かも價が下がると云ふことはどうも御請合が出來ない、併し供給が十分になれば、其もの丶價の高まるのを抑へると云ふ効果のあると云ふことは、是は理論上動かすべからざることである、而して何故之を禁じないか、禁じたら宜からうと云ふ御意見である之を禁ずると云ふことは外國に於ては亞米利加などではやつて居りまするが、今日の國民の此飲酒の習慣を考へて見ますと、此酒を造ることを禁じましたならば、米價の騰貴より以上の苦痛を感ずる部分が多からうと考へます、又清酒を禁じて他の「アルコール」類の物の飲用を許して置いたならば、それこそ唯今御述になつた衞生上や何かの害毒は一層甚しくなります、禁酒問題は一片の法律で之を行ふ譯に行かない、國民が擧つて酒は害があるからして、禁酒したが宜いと云ふやうに、亞米利加の或州に於て行はれたるが如き狀況を生じた場合に於ては或は出來るかも知れませぬ、併し亞米利加邊りの禁酒の勵行を見ても隨分亦之が爲に弊害の起つて居ることも聞及んで居る税か取れなくなるとか、税源が涸れる

な爲に政府が禁止をし得ないと云ふやうな御考には是は決して政府はさう云ふことを考へて居りませぬ、稅源の爲に禁じ得るものを禁ぜずに居ると云ふやうなことに決してない、それから大藏省の釀造試驗所に於て外米を以て酒を造つて、其酒が非常に良く、且つ廉いと云ふ此事實を認めて居るかと云ふことは是は私も聞及んで居ります・又民間の釀造家に於ても外國米を以て淸酒を造ることを試みたと云ふやうなことも聞いて居ります、果して是が愈々內地米に劣らぬ良い酒が出來ると云ふことになりましたならば、安い所の外國米を以て一般に造るやうに、行はれるやうになりませう、併し矢張り是は酒を許して置けば內地米を使はない代りに外米を使ふ、早晚內地の人々が外米を捨て食用に用ひぬかと云ふと決してさうではない、如何に內地米が豐富にして又價が廉い時と雖も、是までの經驗に徵しまして、外國米を用ひずに濟むと云ふことは決してない、外國米の方が其當時に於ては矢張り廉いのである、直段の上からして內地米が豐富の場合に於ても外米を用ひると云ふことは、年々外米輸入のあることが何より之を立證して居る、一方に內地米を三百七八十萬石酒に造ることに用ひないやうになつて見た所で、代つて外米がそこへ這入つて來る、斯う云ふことになるどうも餘り內地米を使ふと云ふことを禁ずると云ふことがあつて今日の米の供給或は價の上に於てさう効能があるとも、私は認められないので、併し是は研究すべきことでありませうが、兎に角民間に於て外米を以て酒を造ると云ふことが一般に行はれるやうにならなければ、之を法律規則を以て必ず酒を造るには外米でなければならぬと云ふことは今日では出來ないと云ふことを當局では考へて居ります。

○山脇玄君　今一應大藏大臣に伺ひたいのでありますが、唯今の大藏大臣の御答辯に依りますると、外米を以て淸酒を造ることは成功したと聞及んで居ると云ふだけでありまして……

○議長(公爵德川家達君)　山脇君に申上げます、大臣に聽えないさうですから御登壇を願ひたい。

〔山脇玄君演壇に登る〕

○山脇玄君　唯今の大臣の御說明に依りますと外米で淸酒を造ることの御答がありました、大臣も此釀造所で段々試驗をして成功したやうには聞及んで居ると云ふ是だけの御答辯であつたやうに聽きましたさうすると我々共が聞及んで居ることゝ、別にそれを御試用になつたと云ふことでもないやうでありま す、そこで今一つ私の大臣に伺ひたいのは、若し果して此外米を以てすると內地米を以てすると同じやうな淸酒の品種が果して出來ることとなつたならばそれはいつぞや私は釀造所の技師が或る雜誌に報告をしたものを讀みました、其記事の說に依りまするると云ふと、內地米で製造したのと殆ど同じ酒が出來る、何か聊か極く廉い藥品を加味すると、さうすると今のやうに外國米でありまするから、一石に付て二十圓餘も廉く出來る、それから又販賣淸酒四合入壜が五十錢で賣買することになつて居るやうであるさう云ふやうに內地米で造ると同じやうな品種が出來ますならば、其淸酒を持つて行つて今日の酒造稅を課けても宜いと思ひます、さうして又內地釀造の酒を使用する者が、迚も內地米で造つたものでなければ俺には飮まれぬ外國米で造つたものは飮めないと云ふ事は言はなくなる譯でありますさう云ふ樣な場合でありますから、大藏大臣は法律を以て內地米を以て釀造すると云ふことを御禁じになると云ふことが至當なことと私は信じます、ではありませぬか成程日本人は習慣として內地米で製造した淸酒を飮んで居ります、それを今一時に御禁じになるのは苦痛かも知れませぬけれども、外國米と內地米で同じ物が出來たならば御禁じになつた所で、何も人民は苦痛を感ずることはない、それは我儘と云ふものであります詰り我儘を此場合に御許になると云ふことはないと思ひます、法律で以て斯う云ふ場合は斷然御禁じになれば、即ち三百萬石餘の內地米が助かる譯であります、おまけに此酒と云ふものはどうかと云ふと、今日私共の申す迄もなく、酒屋の三罪と云つて結核病、花柳病、酒精病と申して非常に蔓延する病氣でありますから、此病毒を製造する爲め大切な米を用ひさして置くと云ふことは、實に私ども矛盾極まると思ひます、さう云ふやうに性質が極く好釀であつたならば法律を以て御禁止になるや否やと云ふことを私は伺ひたい。

〔國務大臣男爵高橋是淸君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是淸君)　段々の御說明で能く御趣意は了解いたしました、果して外國米を以て造る所の淸酒が內地米を以て造る所の淸酒に劣らぬ、良いものが出來ると云ふことが確實になりましたる場合に於ては、政府としましては、即ち大藏省としましては之を强く獎勵をします、試驗所の設立してあるのも、一つはさう云ふことが目的になつて居るやうな次第であります、而して外國米は今日の如く內地米より外國米が高いやうな場合に於ては、是は行はれまいと思ひますけれども、是は併し裏側と見ても宜しい、從來の經驗に依つて見ますれば、外米は內地米よりも價が廉いのであります、して見ますれば廉いものを以て內地米と同樣の淸酒の上なるものが出來ると云ふ場合に於きましては、營業者の其利益の打算上、內地米を使へと云つても使はぬと思ふ、何ぞ法律規則の制定を待つ必要はないと私は思ふ、それで政府としましては、果して外米を以て淸酒が能く出來ると云ふことの證蹟が十分擧がりました以上國民に獎勵をいたしまして、さうして民間の釀造家を誘つて以て、斯う云ふ廉い原料に依つて良い酒を造ることを獎勵する、決して法律を以て拘束すると云ふ考は、毫も私は此所で決定して申上げる譯にはいかない、必ず法律を待たずして一方は利益の打算上から、一方は政府の獎勵と相俟つて實行が出來得ることゝ考へます。

○矢口長右衞門君　本員は此席から當局大臣に一應參考として伺ひたいことがございます、此所得稅法改正案は、昨日菅原君からも申されましたが如く、實に重大なる問題で、法の精神に所謂變更を來たす大問題でございます、之に付ては十分なる考慮十分なる調査、總てを盡して大に攻究しなければならぬ問題と存じて居ります、而して是は少くとも、假すに一年位の時日を以てし、或は民間の諸問機關等にも夫々調査を囑託して十分の精査を遂げる必要があると思ふのでございます、而して勿論國家の存立は一日も源泉なかるべからずであるから、是だけに換へる所の稅と云ふものを取得するには、何等かの方法を用ひねばならぬ、所謂早く云ふて見ると、一種戰時利得稅の變化、之を塡補すると云ふやうな殆ど精神である、だから之をするには所謂今一箇年位は戰時利得稅と云ふものを何等かの名稱に於て保存して置いて、其間に總てに於て何等かの十分の調査をすると云ふことの意見は閣臣諸公に於ては無かつたのでございませうか、此問題を提出するに付ては、閣臣諸公は十分の考慮を盡されたのでございませうか、又一致から出たのでございませうか、閣臣諸公の中に一箇年位は戰時利得稅を何等かの名稱を以て今一箇年之を存續して置いて、其間に十分の精査を遂げると云ふ、そんな意見は無かつたことかございますか、或は少しも之に付ては[illegible]せぬでございましたか、大に[illegible]を攻究するに付て參考になりますので、一應其內容を[illegible]りは先づ御尋をしたいのでございます

〔國務大臣男爵高橋是淸君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是淸君)　矢口君の御尋は此所得稅改正案は重大な問題であるから、先づ一二年延期して十分にもつと調査をしたら宜からう、其間財源が不足して增收計畫の必要ありとするならば所得稅を……戰時所得稅を繼續してやつたら宜からう、但し此改正案に付ては閣員の中にさう云ふやうな考を起した者はないのかと云ふやうな御尋でありました、政府の考へました所では、昨日も既に菅原君の御尋に對して申述べたる通り、此捨置き難い、一方に於てはです、貧富各階級の間には政費を負擔する、政務の費用を負擔する其權衡に於て不權衡なり、不公平なり斯う云ふ考が即ち此各階級の間の爭を生ずる原因となるので、而して此所得稅なるものは現行の所得稅ほど貧富の間に於て國費負擔の權衡を失して居るものはないので、是は深く調査は要らない、明に分つて居る、他の所得稅は個人に對して既に綜合所得の方針を執つて居る、獨り配當金、賞與金、斯樣なものは是は綜合されて居らない、故に世の中に富豪征伐とか云ふやうな惡い言語を弄する者が續々現はれて來た譯であります、此改正案を作るに當つて十分の調査は政府として遂げて、固より之を行つた上に不便なりとか、當を得ないと云ふやうなものは他日の改正に待たねば無論ならぬ、併し現行に於て政府の提出し、衆議院に於て修正したる所のものを以て、相當の調査を遂げた結果なりと認めて差支ないと考へるのであります、又此改正案に付きましては、閣員中一人として之に異議を挾んだ者はないのであります、是は御答をする必要はなかつたかも知れませぬけれども、折角の御尋でありますから御答へ申します。

〔仁尾惟茂君演壇に登る〕

○仁尾惟茂君　私は此改正の稅法案に對しまして稅制の大體に付きまして質問を致したいと存じまする財政計畫上に於きまして時運の要求上歲計の膨脹を

來たし、爲に之が財源を如何にするや、此財源を確實に致しまして、さうして財政の基礎を鞏固にせぬならぬことは固よりのことであります、爲に到底現狀及將來の財政の現狀に於きまして、增税の已むを得ざるに出づる外なきことゝ深く心を置いて居りましてございます、然りまするに政府は今回國防上必須の財源と致しまして、税法に改正を加へまして、此二税法案の增税案の提出になりました、此二税案中、就中所得税の改正は大體に於きまして能く既往の實踐に依り之が弊害等のある點を矯め、又其缺漏を補ひ、又時運の趨勢に基きまして其賦課の方法を新にする等、大體の趣意に於きましては、要領を得たる案なりと認めます、殊に又此煩雜複雜なる税法に對しまして當局の調査の苦心最も其勞を多とすることを吝みませぬのであります、然りまするに、私は此案が生れ出でた爲に同時に甚だ遺憾に堪へぬ且又大なる疑問の生じまする爲に御尋する譯であります、凡そ國家の諸税は國民の納税の能力に適應するやうに致すの理由を以ちまして税法の改正、殊に增税等の場合に於きましては是が負擔の輕重を單り一箇の税のみの上に於て論定せず普く各種税法に付きまして、是が負擔の輕重を考へ、彼此權衡を保たしむるを以て税制の本義と致しまするとゝ存じます然りまするに此度政府の提出は單に一二の税則に止まつて、一般の見渡しを付けず、他の税種に收益あり賦課の餘裕ありと認むるものも其儘逸脱せしめてあるやうに見られます、斯うなりますれば税法全體の上よりして甚だ不權衡を生じ、税制の本義に背くことになりはしますまいか試に、此一例を擧げて申しますれば、第一に地税であります、地税はどう云ふ税法の組立であるかと云へば、是は御承知の通り收益に課税した所のものである、然りまするに土地の收益は近來如何であるかと云ひますれば追々議場にも出ます通り、近時農産物の騰貴に依りまして其收益を增加いたしましたことは言を俟たないことであります、のみならず漸次農産者は驕奢の風を生じ又甚しきに至りましては其遊金の遣り場として株式に手を出し投機の熱に狂ひつゝあると云ふ有樣であります、で此有樣は政府も十分之を認められ、常に之が爲に警戒を發したると云ふの公評を承ることであります、又一般の生活上、所謂生活難、此事に付きましては此生活難なるものは都會に多くして地方に少い、是は往々聞く所であります、地方に易いと云ふことを言ひ換へて見ますれば地方、即ち地租を納むる所の農民は生活に易い、此生活に易いと云ふことは即ち收益の多きと云ふことを意味するのであります、で斯樣に政府に於きましては、此警戒を發し、又此生活難都鄙の區別をされた所の點に付きましても、農民に於て收益の豐なると云ふことは十分御認である、即ち自信せられて居る、又地租は沿革の上より之を申しまするのに、是が賦課の基礎となつて居りまする所の穀代なり地價なり、是は如何なる變遷動搖を來たして居りまするか、爲に是が税率の上に於きましても如何に變化を來たして居りまするか、言を俟たずして地租は大に輕減せり、甚しく低き所の低位に居る、斯く沿革と云ひ實況と云ひ、十分收益もあつて課税に餘地ありと認むる所に、地租に對してなぜ之を其儘差置くか、是れ問はむと欲する所のものであります、然りまするに昨日の菅原君の間に對しまして大藏大臣の之に答へられた所のもの、即ち地租は凡そ一石四十圓の米價を得ざれば之に對して課税する……是れ以上課税することは出來ない、即ち税率も變更することは出來ない、斯う云ふやうに承りました、又今日も承りました、然りまするに、私は如何にも此御答は種々考へて見まするけれども、どうしても分りませぬ、なぜ分らぬかと申しまするに、四十圓の米價を以て是が課税の基礎とすると云ふことは、何を以てなされたか、地租は固より收益から税を出しまするものでありまするから、定めて是が收益を御積りになつたことと考へます、此收益を積りまするのには……第一此土地から得る所の收益を積りまするには生産費と云ふものを調べなければならない、即ち第一肥料なり勞銀なり其他農具代なり種々之に對する所の一切の生産費と云ふものを積つて、さうしてそれから得られるのである然りまするに此生産費なるものはどう云ふ積り方をして茲に出されたものでありますか、凡そ課税の基礎とする爲の調査ならば茲に十箇年の平均を得るとか、七箇年の平均を得るとか、其十箇年の中に於きましても戰時非常の時とか、又は凶作の時とか云ふやうな、最も最高最低なるやうな基準になりませぬ所のものは之を省きまして、平年と覺しきものを以て五箇年ならば五箇年の平均を以て之を定めるのが當然であります、又日本の課税上さう云ふことを認めて居ります、又獨逸あたりのことを以て見ましても皆數年間、最高最低のものを除いてさうして平年に當てらるべき年を取つてして居るのである、茲に至つて初めて課税の基礎が確かなものが得られますが、米價四十圓に引合はなければ……引合はないと云ふ所の生産費は何年から何年積られたものでありますか、蓋し是は近年、即ち此世界大戰後の非常に物價の騰貴に依る異數のものに依つて調べたものではないかと疑はれます、さうしませぬければ米價と云ふものゝ四十圓の平均と云ふものは中々是は容易に出べきものではないのであります、それで斯樣なものを基礎とせられまして地租には課税が出來るとか出來ないとか、斯う云ふのは如何樣に考へましても、どうも信ずること能はぬのであります又若し米價四十圓と云ふものを基礎として現在將來の税法を之を以て基礎を立てると云ふことになりますれば、若し四十圓を米價が下つて來たときには地租の負擔は重きものとなる、減税をせねばならぬ、又免税をせねばならぬと云ふことに極端に言へば言はれはしないかと思ひます、それで決して此課税の基礎となるべき斯樣な標準は容易に示すべきものでない、又依るべきものでない、十分確實なるものに依つて初めて出來べきものと思ひます、それで私は此大藏大臣の御答辯に依つて考を定め得ることが出來ませぬ、地租には十分なる課税の餘裕はあるものと認めます、それで縱し茲に一歩を讓りまして調査上困難である、又今や之が爲に調査準備中である、それを持つて初めてする積りであると斯樣に言へばまだまだ理由も有ますが、併ながら此調査準備中なりと云ふ事は茲に財政の變動もなく、增税等もなく平常無爲の日でありますれば、まだしもでありますが、今日は財政上の最も急要上、即ち國防の爲にする增税ではありませぬか、最も急要の是は財源であります、して見れば縱し調査中とあれば何故に臨機適應なる所の課税の方法を講ぜざるか、是は攻究いたしますれば幾らも其方法はあらうと考へます、例へて申しますれば餘所に御手本もある、即ち配賦方法を採つても宜い、配賦税の方法を採つても宜しい又附加税の方法を採つても宜しい、又最も簡單に致しますれば現行税率の上に增率を致しても宜しい、此適應の方法は攻究さへすれば必ず出ると思ひます殊に此所得税の如き最も煩雜なる方法に對して斯の如き成案を得て居る所の精神と手腕とを以て當局が十分に力を盡せば、必ず適應の方法は生み出だされることゝ私は信じます、詰り課税の要は負擔の權衡如何にありまするとゝ存じます、又此度の税は前にも申しまする通り最も國家急要の税であります、又我邦の税法の成立ちは昨日も菅原君から申されました通り、決して一向統一等の税に依るのではなくして、各種の税より成立つて居ります、中にも此税中に於て最も主要を占める所のものは地租、營業税所得税、是等の主たる税が國家を維持し保存する所の柱であります、故に國家事あるときには否な斯樣な必要な財源を要しまするときには是等の重立ちたる所の税は無論一般に增率をして適當なことゝ考へます、又忠誠なる國民は斯樣な國家必要に應じましては進んで之を迎へることゝ存じます、私が詰り質問を致しまする所の要領は此重用なる課税を致すに當つて何故に收益の豐にして課税の餘地ある地租の如きものに負擔を分たざるや、縱し調査準備中なりと雖も臨機適應の課税方法を選び、課税全體の權衡を保たしめざるや、斯う云ふことに詰り歸著いたします、どうか之に對しまして御誠意の御答辯を願ひたいと思ひます。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君)　仁尾君の御質疑は今回國防充實の爲に財源を得るに當つて、所得税、酒造税の二種に之れを求めて、他かに種々税のあるにも拘らず、之れに及ばずして、此の二種に取つたと云ふことは、どう云ふ譯か、殊になぜ地租を增さないか、斯う云ふことに歸著するので、其中に昨日も今朝もちよつと申述べました、此の農家の地租に付て、米價約四十圓になつて初めて商工業の負擔する營業税と負擔の權衡を得る、斯う云ふことが能く御了解にならない、是れは大藏省に於きましては、大正五年を基礎として、それ以來此の收益を得る爲めに必要なる經費の增加を、商工業者に對しても農業者に對しても段段割增をして、而して此農業者の收益に對しての……農業者の負擔して居る所の地租、商工業者の收益を得るに必要なる經費を差引いたる所のものに對して負擔して居る所の營業税、之と較べて見まして米價一石約四十圓に達して、初めて現在の商工業の負擔して居る所の營業税と地租との權衡が得られるのである、斯う云ふ結論を得たのであ

りまず、然るに近來米價が非常に騰貴した爲に農家の收益が頗る膨脹して、或は味を持つとか云ふやうな餘裕を生じて居る、之に向つて增税したら宜いぢやないかと云ふことでありまず、けれども、昨日も申した通り、國税中の所得税なるものは、是は謂は〻例へて見れば、一家の大黒柱であります、先づ國家增税の必要ありとすれば、第一に之に取つて掛るべきものである、後の税は或は隅々にある柱とか中にある柱とか云ふやうなものであります、大黒柱と云ふものは一つであります、他に比較する必要はない、唯所得税を負擔する、其國民の力が此所得税を負ふに足る、負擔をするに堪へるや否やと云ふのが標準になるので、他の税と比較する必要がないので此所得税なるものは、所得ある者或る程度の所得ある者は農工商を問はず、一般に課税せらる〻ものである、而して此地税とか、營業税とかは、是は比較をせねばならぬものである、地税が營業税に對して輕いか重いか、營業税の負擔の割合と、地租の割合とは納税者に對して權衡を得て居るや否やと云ふことは、是は比較を要するものであります、此調べに依つて見ましても、如何に從來農家が、商工に比して國家納税上重き負擔をして居つたかと云ふことが分つたのである、農家は從來如何に其生活の程度、住宅其邊の進歩と云ふものは商工に比して甚だ後れて居る、負債は年々增加した、是等は詰り納税負擔の權衡を失して居つたことが大に與つて居ると云ふことを私は認めたのであります、而して今日農家が收益が多い、之に向つて地租を增徵したら宜からうと云ふことでありますけれども、農家が今日收益が多くなれば、即ち所得税に於て矢張り之を課せらるるので、必ず今度の改正案は農民に及ばぬと云ふことでない、一般に即ち公平に所得税なるものは掛つて行くのである、それから調査と云ふことですが、是は矢張り多少の違ひがありはせぬかと思ひます、調査と云ふのは地價修正の爲の準備調査、地租を增すと云ふことは現行の率を增せば出來るのである、調査中に名を籍つて地租に手を著けないと云ふ意味では決してない、それから政府の考で今度の改正案に依らず、課税なり現行法の儘で率を增したら好いぢやないかと云ふ御説でありますけれども、是は屢々申しました通り、現行の儘で率を增したならば、負擔の不公平と云ふ聲は益々大になるのである、是は十分に昨日以來[illegible]說明を申し上げたと考へて居りますから是より多くは述べませぬ、大體唯今の仁尾君の御尋に對しては是で御答が盡きて居るだらうと考へます。

○仁尾惟茂君 唯今大藏大臣の御答辯がありましたが、益々種々なる疑問を生じました、再質問いたしたい點は多々ありますけれども、此以上は全く意見に渉りまするから再質問は止めまして、是は他の時に臨みまして……今日は茲で述べませぬ。

〔橋本辰二郎君演壇に登る〕

○橋本辰二郎君 時間がありませず、極く簡單に御尋を致しますから御答も適切明快に願ひます、昨日大藏大臣より所得税に關しまする講釋めいたることを承りましたが、本員等は大に得る所があつたのでございます、付きましては私も古めかしくはございまするが、御禮の意味に於きまして租税の原則に當るやうな事柄に付て少しく御尋いたしたいと思ひます我々國民は粒々辛苦に依つて得たる所の收入の幾分若くは資本の運用に依つて得たる所の所得の幾分を國家の必要なる經費として納めると云ふことは是は納税義務の觀念を持つた者は無論承知を致して居りますが、然るに粒々辛苦に依つて得たる所ののみでなくして自己の身體の一部、若くは果實の一部でなくして其根幹をも削つて以て納めると云ふ事柄はあるのであります、是は從來に於きまして個人の所得に於ては減價の消却を認めない、又前年に於ける所の損失を當年度に於て相殺することを許さない所の慣例になつて居つたのでありますが、負擔の均衡に付て最も重きを置く所の今回の御提案に付きましては、必ずや是等のものを控訴することを御認になつたものと私は考へまするが、如何なるものでありまするか、之に付きまして御答を願ひます、それから地租と營業税とは是は相關聯したのであつて、離るべからざる關係を持つたものであると云ふ御話でございまして、米は四十圓位の價格を維持するに非ざれば營業税との負擔の均衡を得ないと云ふことは昨日は強く仰せになりました、今日は少し其鋭鋒が鈍かつたやうに思ひます、確かに左様に我々は聽取つたのであります、若し果してさうであれば尤も仁尾君も御尋になつたけれども御答は無かつたのです、若し果して然りとせば若も現内閣が此後長く續くものと見まして……是は疑問でありまするが假にさう決めて置きます、さう致しましたならば其間に於て米價が若も二十圓位に下落したときには、地租が是は負擔が重いに依つて、均衡を得ざるが故に之を半額に輕減をすると云ふ御考であるか、若くは此地租と均衡を得せしむるが爲に營業税を引上げると云ふ御考を御持になつて居るか、尤も是は時と場合で其時の情況に依ると云ふことを仰せになるか知れませぬ、さう云ふ御意思であらうと推測いたしますが、此二點に對しまして明快なる御答辯を煩はしたい。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 橋本君の御尋の損失の有つた場合に其損失を控除するか、此點に付きましては現行の所得税法と變らないので、其時課税される年度に於て其時の所得に必要なる經費を除いてさうして純所得に對して綜合累進率を課して居るので、之に唯株券が加つた、株券に付ては昨日も申した通り經費としては他の所得の如く一々明細に調べて控除はしないのである、衆議院の修正に依つて配當所得の二割を控除すると云ふことが、即ち配當を得る……其所得を得るに付ては必ず多少の經費が……損失が經費、即ち損失、經費が一方に出るものと云ふことは想像し得ることである、之を二割控除すると云ふことは其趣意に於て當を得たるものと考へて政府は之に同意をしたと云ふことを申上げた、それから米價が下落した場合にはどうと云ふこと、是は此收益にです、此收益を算用するのには其時の諸費用を引いて純收益が幾ら農家に這入るか、それから營業税に於ては……商工はどうなるかと云ふことを調べたので、それは大正五年を基礎にして調べて見ると、さう云ふ結果になると云ふことを申上げたそれで必ず今後米が半分の二十圓になつたならば地租を半減するとか、さう云ふやうな考は今日起して居らない、斯樣なことは即ち總理大臣も屢々述べられる通り、此議會が濟むと云ふと此營業税地租其他のことに付ては經濟調査會に掛けて能く審議しにやならぬ問題と考へて居る、今日は唯だ將來のことに付てはそれだけの程度で申上げて置いて宜いことと考へます。

○橋本辰二郎君 唯今私の御尋に對しまして第一は殆ど的を外れて他のことを御答になりました、併し時間がありませぬのでも再び繰返しませぬ、茲に於て私の質問に[illegible]ます。

○伊澤多喜男君 私は[illegible]に[illegible]の大藏大臣の仰せられました事に付て伺ひたいと思ひます、[illegible]大臣は仁尾君の質問に答へられました、[illegible]と云ふものに付て……所得税と云ふものを[illegible]する場合には地租及營業税と云ふものとの均衡を[illegible]る必要は無い、大體斯う云ふ御答辯でございました、それで御答になりましたことを考へて見ると云ふと、學者の所謂所得税單一と云ふやうなことに聽こえましたさうなりますると營業税であるとか、地租であるとか、直接國税なるものは最早存立の意味が無くなると思ひますが、大藏大臣は大體左様な御所見を有つて居られるのでございますか、ちよつと伺ひます。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 左様な考は頓と有つて居りませぬ。

○議長(公爵德川家達君) 諸君に御諮りを致しますが議事日程第二より第七までの法律案は連繫事件として同一委員に付託して宜しうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○淺田德則君 此第二より第七に至りますまでの特別委員の數を十八名として、議長に於て指名せられむことを望みます。

○男爵石黒忠悳君 贊成を致します。

○議長(公爵德川家達君) 唯今の淺田君の動議に御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます、特別委員の氏名を書記官をして朗讀を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

所得税法改正法律案外五件特別委員

伯爵柳澤保惠君　子爵加藤高明君
子爵青木信光君　子爵八條隆正君
和田彦次郎君　男爵阪谷芳郎君
荒井賢太郎君　男爵島津久賢君
男爵藤村義朗君　男爵郷誠之助君
谷森眞男君　若槻禮次郎君
高田早苗君　市來乙彦君
佐藤友右衛門君　中村圓一郎君
橋本辰二郎君　安田善三郎君

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第八、國債償還

資金の繰入を爲さゝることに關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、本日も通牒文の朗讀は省略を致したいと存じます、御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

〔左の送付文及議案は朗讀を經さるも參照のめ茲に載錄す〕

國債償還資金の繰入を爲さゝることに關する法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

國債償還資金ノ繰入ヲ爲サヽルコトニ關スル法律案

政府ハ國防ノ充實ニ關スル經費支辨ノ爲大正九年度乃至大正十二年度限リ國債整理基金特別會計法第二條ノ規定ニ依ル元金償還資金ノ繰入ヲ爲サヽルコトヲ得

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君） 此法律案は國防充實の財源に充つる爲に所得稅及酒稅に於て增收の計畫を立てましたるが、尙ほ不足する所がありまするに依つて一般歲入から繰入れましたる所の減債金を大正九年より大正十二年に至る四箇年に亘つて之を中止して繰入れざることに致す爲の法律案でございます、御審議の上速に協贊を與へられむことを希望いたします。

○議長（公爵德川家達君） 別に御質疑もないと存じますから特別委員の氏名を書記官をして朗讀を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

國債償還資金の繰入を爲さゝることに關する法律案特別委員

子爵前田利定君　子爵本多忠鋒君
男爵外松孫太郎君　男爵小畑大太郎君
中島永元君　仁尾惟茂君
阪本釤之助君　山之内一次君
田中清文君

○議長（公爵德川家達君） 明後十六日午前十時より開會いたします、議事日程は決定次第御通知に及びます、本日は是にて散會。

午後零時五分散會

○大正九年二月十六日（月曜日）

午前十時十七分開議

議事日程　第十四號

第一　大正九年度歲入歲出總豫算案並大正九年度各特別會計歲入歲出豫算案審査期限を定むるの件

第二　豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件審査期限を定むるの件

第三　臨時軍事費豫算追加案（第一號）審査期限を定むるの件

第四　大正八年法律第五號中改正法律案（政府提出衆議院送付）第一讀會の續（委員長報告）

○議長（公爵德川家達君） 是より諸般の報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

一昨十四日第七部に於て決算委員侯爵細川護立君の補闕選擧を行ひしに其の結果男爵安藤直雄君當選せり

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

大正八年勅令第三百四號（承諾を求むる件）特別委員會

委員長　伯爵川村鐵太郎君
副委員長　子爵西尾忠方君

同日特別委員長より左の報告書を提出せり

大正八年法律第五號中改正法律案可決報告書

○議長（公爵德川家達君） 是より本日の會議を開きます、議事日程第一、大正九年度歲入歲出總豫算案並大正九年度各特別會計歲入歲出豫算案、審査期限を定むる件、第二、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件、審査期限を定むる件、第三、臨時軍事費豫算追加案（第一號）審査期限を定むる件御異議なければ第一より第三まで束ねて問題に供します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 且つ本日も通牒文の朗讀は省略いたしたくと存じます、御異議ありませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます。

〔左の送付文は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

大正九年度歲入歲出總豫算案並大正九年度各特別會計歲入歲出豫算案

右本院に於て修正議決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

（第一號）臨時軍事費豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

○議長（公爵德川家達君） 大藏大臣高橋男爵。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君） 諸君、茲に私は大正九年度の歲計豫算に關しまして其大要を說明するの光榮を有します、大正九年度豫算編成に關する大體の方針及其施設事項の主なるものに付きまして申すれば先づ世界戰後の形勢に鑑みまして、平和の維持上、國防充實の切要なるを認めまして、之が爲め新に相當の計畫を立てました、次に交通、通信機關の整備は時勢の最も要求する所でございまして、其結果は產業の發達、國運の進展に重大なる關係ありと認めます、而して鐵道、道路港灣、電信、電話等、何れも相當に其擴張改良に意を用ひて新に施設經營の方策を立てました、又教育の振興に付きましては中等教育、實業補習教育等に付て新に施設を加へ、又私立大學に補助を致すことに致しました、產業の獎勵に關しましては或は開墾の獎勵或は窒素研究に相當の經費を增加いたしました、又公有林野の經營に付きましても新に官公造林の計畫を立てました、大正三年臨時事件費は日獨戰爭の當時之を設け今日に及びました所、今尙は時勢の狀況は事變の影響を全く脫却せりとは申し難いのであります、けれども既に平和も克復いたしましたるに依り今回之を整理し、大正九年度より之を廢止いたすことゝ致しました、併ながら臨時事件費を以て支辨し來りたる事項にして今俄に廢止することの困難なるものもございますに依つて、之を普通豫算に編入いたしました、從つて各省に共通なる官吏以下の臨時手當、物價騰貴に依る廳費、旅費等の補足は何れも相當の程度に之を普通豫算に計上いたしました、以上は豫算の大綱でありまするが、歲入歲出豫算の計數に付て大要を申しますれば、歲入經常部十億四千三百餘萬圓、臨時部二億三千三百餘萬圓、合計十二億七千六百餘萬圓、歲出經常部七億五千二百餘萬圓、臨部部五億二千三百餘萬圓、合計十二億七千六百餘萬圓でありまして、歲入臨時部中前年度剩餘金繰入額は一億四百餘萬圓となる計算でございます、今歲入豫算中の主なるものを擧げますれば、經常部に於いて租稅收入六億四千七百餘萬圓でありまして、之を前年度豫算に比しますに一億五千五百餘萬圓を增加し、印紙收入は六千五百餘萬圓でありまして、前年度に比して千三百餘萬圓を增加し官業及官有財產收入は二億八千五百餘萬圓でありまして前年度に比し二千五百餘萬圓の增加であります、而して租稅收入增加の內五千七百餘萬圓は稅制改正に伴ふ新規增收額でありまして、是はあとで述べます通り新規國防計畫の財源の一部に充つるものでございます、歲出豫算を前年度豫算に比較いたしますると經常部に於て二億四千六百餘萬圓を增加し、臨時部に於て三千四百餘萬圓を減少し、差引總計に於ては二億千二百餘萬圓の增加を示して居ります、斯の如く經常部に於きまして著しき增加を示し、臨時部に於きまして却つて減少を來して居りますのは、前年度に於て臨時部に屬しましたる臨部事件豫備費を整理して之を普通費に編入して、其大部分は之を經常部に組入れましたる結果でございます、大正九年度豫算中、最も重要なる事項は國防の充實でございまして、將來巨額の繼續費を要する次第でありますから、之に對して確定的の財源を得るの必要がございます、爲に政府は前日既に當議場に提出いたしましたる通り、今回新に所得稅及酒稅に於て增收の計畫を定めまして、右國防費の大部分は之を以て支辨することゝ致しました

が、尙ほ其不足する分に對しましては當分の內、國債償還を停止いたしまして之が補足に充つることゝ致しました、右新規國防計畫に依り大正九年度に於て更に陸海軍經費の增加すべき金額は經常臨時を合せて九千九百餘萬圓であります、此計畫に依りますれば陸軍に屬する臨時費は總額四億八千六百餘萬圓でございまして、大正九年度以降大正二十二年度に至る十四箇年度間に亘つて支出するものでございます、又海軍に屬する臨時費の總額は八億六千二百餘萬圓でありまして、大正九年度より大正十六年度に至る八箇年度間に亘つて支出するものでございます而して其大正十年度以降に要する金額は經常臨時を合せて每年約一億六千萬圓でございます、是は過日所得稅、酒稅法の改正に付て大體說明いたしましたが、豫算に關係いたしますで大要を又重ねて申上げますが、一面增收計畫に依る稅法改正の結果、將來所得稅に於ても八千八百餘萬圓、酒稅に於て五千七百餘萬圓、合計一億三千五百餘萬圓の增收を得る見込でありますが、其實施の初年度たる大正九年度に於ける增收額は、所得稅に於て五千二百餘萬圓、酒稅に於て五百餘萬圓、合計五千七百餘萬圓であります、前に述べましたる國債償還資金繰入の停止に付きましては特に此に一言するの必要ありと考へます此國債償還資金繰入の中止に關し考慮を要すべき點は去る明治三十八年の發行に係る來る大正十四年に償還期限の到來いたしまする四分半利附英貨公債五億八千五百餘萬圓の償還のことでございます、現今に於ては右發行總額の中一億六千九百餘萬圓は既に買入銷却濟となつて居ります、此他は大正八年度內に買入銷却の出來得る見込のものが少くも六千餘萬圓ありますから、剩す所は三億五千五百餘萬圓でござります、而して現に正貨は三億八千餘萬圓に達して居ります、故に預金部は優に右四分半利附英貨公債の借替に應ずるの資力を有して居ります、即ち政府は現狀に於きまして既に來る大正十四年の國債借替償還に對して確實に準備を有するものであります而も此國債償還資金の繰入停止は長くも四箇年を出でずして之を復活する考でございますから、何等差支ないことゝ考へます、故に我が國防充實の爲に租稅を增徵するの已むを得ざる今日に於きましては姑く國債償還のことを停止して國家の急務に應ずることそ最も時宜に適したる處置と信ずるのでございます

次に豫算に關係いたしますから增收計畫に伴ふ稅制改正の要點を說明いたしたいと考へます、法人の所得に對しましては、從來の源泉課稅を廢しまして、其益金を株主に配當したる場合には其個人に對して綜合課稅することゝ致しました、尤も法人の所得中是が配當を爲さずして社內に留保する金額に對しては之に課稅することゝ致し、又法人の所得が一定の利廻を超過するときは其超過割合の多少に應じて超過累進率を以て課稅をなすことゝ致しました、尙ほ大正八年度に於て課稅せられたる法人の配當を受けたる個人に對しては大正九年度に於ては課稅せざることゝ致しました、故に其缺陷を補塡する爲に大正九年度に限りまして法人の超過所得稅に對して總額の十五割を徵收する事と致しました、個人の所得に付ては、從來課稅したる所得の外に法人より受くる配當金及賞與金に綜合課稅することゝし又山林の所得は之を他の所得と分離して稅率を適用することゝして、六千圓以上の所得者に對しましては其勤勞所得に對する控除步合を多く致しました、又三千圓以下の所得者に對しては、其同居家族中老者、幼者、不具、癈疾者ある場合に於ては、其所得額中より一定の金額を控除し、課稅最低限は前二樣の控除をなしたる殘額を以て之を定むることと致しました、のみならず尙ほ從來の五百圓を六百圓に高め、從來稅率は最低百分の三より百分の三十に至る超過累進率を適用いたしたのでありまするが、之を改めまして最低百分の一より一定の額を超ゆる每に其超過額に對しましては遞增して百分の五十に止むることと致しました、之を要するに擔稅力の小なる者に對して負擔を輕減すると同時に、擔稅力の大なるものに對しては其能力に應じて負擔を增すことと致しました、酒造稅にありましては酒類一石に付て十圓を高むると同時に、其他の酒精及酒精含有飮料並に麥酒に付ても之に應じてそれ〴〵稅率を高めました、以上稅制の改正案中政府の提案に對しまして、衆議院に於て、多少修正を加へました、即ち所得稅に於きましては個人の所得を計算するに當りまして法人の配當金は其全部を計算せずして其八割に止むることに致し、又第三種の所得稅率の一部を輕減して其最高率百分の五十とあるを四十に改め、又法人の保留所得及超過所得の稅率を若干增加いたしました、之と同時に大正九年度の超過所得稅に對する增徵額を七割七分に止むることと致しました、又酒稅に於きましては酒精の稅率三十三圓を三十圓に修正し、其他多少修正を加へましたが、政府は何れも相當の修正なりと認めまして、之に同意を致しました、而して右修正の結果大正九年度歳入歳出總豫算に對して衆議院に於て修正削減したる金額は歳入歳出各十八萬餘圓でございます、次に通信機關の整備に付て申上げますれば、電話交換擴張費に付きましては、既定總額一億千百餘萬圓に對しまして更に二億二千五百萬圓を增加いたし、總額三億三千七百萬圓に改めまして、其大正九年度の額は四千十萬圓でございます、又電信事務の繁激は近時頗る甚しくなりましたので其設備を完全にすることの必要を切に感じまして、新たに公債財源を以て之を完備する計畫を立てまして、大正十五年度に至る七箇年度間に亘つて總額七千三百八十萬圓を支出することと致しました、而して之に要する大正九年度の額は八百萬圓であります官吏以下臨時手當、物價騰貴に因る廳費、旅費等の如き、各省共通的經費の增加は之を普通豫算に編入したることは前に申述べたる通りでございます、其中官吏以下の增俸增給の大體の方針を申上げますれば地位の高き者には比較的其增率を薄く致して、地位の低き者に對して厚くするの方針であります、年俸七千五百圓以上の者には全く增俸を致しませぬ、其以下の者に對しては、增俸割合最も少きは七分餘それより漸次遞增いたしまして最低の地位にある者には倍額以上に達して居る者があります、又官吏以下の增俸等に伴ひまして新に從來の受恩給者に對しても、相當の增給を爲し、又貴衆兩院議員の歳費も亦五割の增額をすることに致しました、特別會計豫算中一般會計と密接の關係ある點に付て申上げますれば、朝鮮總督府特別會計に在りましては、其歳計の狀況に鑑みまして、大正九年度に於て一般會計より一千萬圓の補充金を繰入れる必要がございます、又樺太特別會計に在りましては、從來の補充金を增加いたしまして、六十五萬圓となす必要を認めましたるに依り、是等補充金の增加を豫算いたしてございます、帝國鐵道特別會計の資本勘定に付て一言申しますれば、其建設及改良費は一億七千萬圓でありまして、內建設費は五千九百萬圓、改良費は一億一千萬圓であります、之に要する公債財源は一億圓と定めました、大正三年臨時事件費は之を整理いたしますることは、既に前に述べましたる通りでございますが、臨時事件費は目下の狀況に於いて、尙ほ之れを存續する必要があります、依つて大正九年四月より大正十年三月に至る間の所要額として、一億六千百餘萬圓の豫算を計算いたしてございます、其の內千百餘萬圓は歳入を伴ふ特別の支出でありますから、實の所要額は一億四千九百餘萬圓でございます、其の財源は主として公債又は借入金に依る計畫でございます、大正九年度に於ける公債又は借入金の額は前に述べましたる通り、臨時軍事費の財源として要するに一億四千八百餘萬圓を首めとして、一般會計に屬する各種事業公債五千四百餘萬圓、又特別會計に屬する各種事業公債一億三千七百餘萬圓、合せて約三億四千萬圓でございます、財政計畫の大要は以上申述べました如くでありますが、私は此機會に於て經濟界の情況に付て一言いたしたいと考へます、世界の大戰も終りを告げましたけれども各國の經濟界は今尙ほ戰時に於ける同樣なる異常の狀態を脫却し得ないのであります、各國は戰後財政の變理不換紙幣の整理、產業組織の改造、金融の改善等遠き將來に亘れる重大なる問題を有して居るのでございますのみならず、焦眉の急にして而かも至難なる復舊事業、勞資問題、其他に對して最善の努力を注がなければならぬ狀態に在るのであります、此時に當つて我國の經濟狀態を通覽いたしますに、前後五年の間我が財界は幾多の波瀾曲折を經ましたるが幸にも進步發展の趨勢を持續することを得たのでございます、大戰以來大正七年の末に至る期間に於ける輸出超過額、貿易外の收入超過額、事業計畫及拂込資本總額等に付きましては、既に前議會に於きまして申述べたる通りでありますが、世間に於て、或は財界に變調を來たすことなきやと懸念いたしましたる其平和の初年即ち昨年の輸出額は二十億九千八百餘萬圓、輸入額は二十一億七千三百餘萬圓に上り差引輸入超過額七千四百餘萬圓となりましたが、貿易界總額に於ては未曾有の巨額に達しましたのみならず、一面貿易以外に於ける國債貸借上の受取勘定が約三億圓に上りました爲に、結局正貨の受取超過額は二億圓以上に達したのであります、又各種事業勃興の狀況を見ましても、昨年中に於て成立したる銀行會社の公稱資本總額二十三億七千餘萬圓、拂込資本金額十二億三千餘萬圓に達し、我が經濟界は依

然として好調を持續することを得ましたが爲に、我國は逐次聯合諸國に對し財政上の援助を爲すと共に內外に亘りて商工業の發展を遂ぐることを得たのであります之と同時に政府の公債發行も金融市場に格別苦痛を與ふることなくして、昨年中に借替を了したるもの二億六百餘萬圓、新規發行のもの三億九百餘萬圓に達することを得たのであります、之に付ては各銀行其他關係諸方面の努力を多とする次第であります、尙は來年度の募債計畫の實行に付きても、政府は金融市場の情勢に鑑み、緩急宜しきを制し、初めて公債を民衆化せしむることを期して居る次第でございます、今や世界各國は物資の缺乏、勞働界の不安等、經濟上に幾多の困難なる問題を有して居るのでありますが、各國共に此難局に處するの途は生產の助長を根本方針と致して、國民の自制と相俟ちて、徐ろに其効果を收むるの外なしとして居るのであります、我國の戰後經濟策に付ても亦同樣でございます、一面に於ては生產資金の供給を圓滿に致し、金融並に企業、組織の改善及合同と、其堅實なる發展とに依りて出來得る限り物資の供給を潤澤ならしむると同時に、他面に於ては人々自ら戒めて不生產的消費を抑制し、苟も餘裕あれば之を生產事業に向はしめ、以て勤儉力行の美風を振作することを緊要と認むるのであります、要するに今日は我が國民經濟の過渡時代でございます此重大なる時機に當つて濫りに過去に於ける財界の好況に馴れ、投機心に驅られて、無謀の計畫を立つるが如きは大に愼まなければなりませぬ、之と同時に徒らに姑息退嬰して列强間の經濟競爭に後れを取るが如きことがあつてはならぬのであります、我が國民一致協力以て此異常の時勢に處して、進退共に誤らざる覺悟なかるべからずと信ずるのであります、終りに臨み私は此に提出いたしました豫算案に對し御審議の上速に御協贊を與へられむことを切望いたします

○議長（公爵德川家達君） 是より通告順に依りまして質疑を許します、石黑男爵。

○男爵石黑忠悳君 本員の質問いたしますのは、頗る簡單でございますので、ちよつと御答を得ますれば宜しいのであります、併し御答に依りましては長く質問をするかも知れませぬ最初は此所で質問を御許しを願ひたいのであります、本員が質問いたしたいと存じますのは、大正九年度の歲入歲出總豫算の歲出經常部に於きまして第一款の皇室費と云ふ項に衆議院に於きまして何か質問、政府の答辯等がございましたのでございますか、若し質問がございませぬでも、政府は何か之に付て說明等もございましたものでございませうか、速記錄を見まするので、私が見落しであるか存じませぬが、何もございませぬやうでございますが、念の爲に伺ひます。

〔國務大臣男爵高橋是淸君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君） 唯今の御尋の點は何等質問はございませぬです。

○男爵石黑忠悳君 政府で何か御說明がございませぬでせうか。

〔國務大臣男爵高橋是淸君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君） 別に說明もございませぬ。

〔男爵石黑忠悳君演壇に登る〕

○男爵石黑忠悳君 本員が此事に付きまして登壇いたしまして質問を致しますと云ふことは甚だ不本意に存じます、併ながら已むことを得ず質問を致します、唯今此大正九年度の歲入歲出總豫算歲出經常部第一款皇室費の所に於きまして、何か衆議院に於きまして質問、政府の應答がございましたか、若しそれが無かつたならば、政府の御說明はございましたかと云ふことの念を押しましたのに、何も無いと云ふ御答を得まして、本員は甚だ驚き入りましたのであります、私は斯の如き質問を此壇上で致しますのは甚だ不本意に存じますので、今朝同僚の藤村男爵にもちよつと打合せを致しました所が、是も同案だと云ふことで、否、藤村男爵ばかりでない滿場の我が貴族院議員は此疑點を御持ちにならうと私は信じて居ります、大正九年度の豫算を一閲いたした所が歲入歲出共に頗る增加して居ります其歲出の增加は殆ど皆物價騰貴と云ふものに原因して居りますので新事業、又は從來の繼續費、若くは經常費に於きましても、前年度若くは前々年度より數割に上つて居る增加もございますし、殆ど增加を致さぬものは無いやうに考へるのであります、是は無理からぬと本員などは考へて居ります、然るに甚だ恐多いことでありますが、唯一つ皇室費に於きまして數年前米價が一石十二三圓に昇りませぬ砌、其時に定められたる其儘で此物價騰貴に伴ひまして、此皇室費に一厘一毛の增加もございませぬで計上になつて居らぬのは、どう云ふ譯でございませうか、豫算に付ては先議權を有して居られます衆議院の賢明なる各位が何か之に付て質問がございましたかと存じましたが、唯今承りますれば何も質問は無いと云ふ、貴族院の我々は之に對しては質問を致さゞるを得ぬと私は心得て居ります、質問を致さんでも之に付ては政府は何か一言の說明が無ければ私は安んじませぬ、先刻來豫算に付ては段々大藏大臣の縷々御說明であつたのでありますが、其御說明の中に此事に付ては一言の御說明も無い、どう云ふものでございませうか、斯の如き事を本員が此壇上で質問を致しますのは如何にも不本意に存じますが、私は此說明を承りませぬと、他の豫算を議しまするに如何にも安心を致しませぬ、それでどうか何故に政府は之に付て一厘一毛の增加を計上せられませぬと云ふ理由を總理大臣から承りたう存じます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君） 石黑男爵の皇室費に付て御質問でありますが、御承知の如く皇室費は、帝國憲法第六十六條に於きまして增額を要する場合の外は帝國議會の協贊を要しませぬ、協贊を要しないものであるから政府は之に對して說明する必要は無かつたのであります、衆議院は如何なる譯を以て質問を致さぬかは存じませぬが政府は協贊を要せざるものに付て說明の必要は無いのであります、併ながら御質問でありますから御質問には御答いたして差支ないのであります、帝室に於かれましては、御節約の上に御節約を重ねられまして、先般詔勅にも申されました通り、極めて此點に御注意になりまして、諸事質素を旨とせられる御趣意でありまして、既に御實行に相成つて居るのであります、斯樣なる思召もありまして、他日增額を致す場合には諸君の御協贊を要する場合も無論ありませうけれども、今日に於ては左樣なことが起らぬのであります、從つて政府に於ては增額を計上いたしませぬ、又何等費額に異動が無いので說明を與ふる機會を與へなかつたのであります、左樣御承知を願ひます。

○男爵石黑忠悳君 本員は總理大臣に念の爲に伺ひますが、然らば政府では物價騰貴に鑑みまして此皇室費と云ふものの御增加のことを御申立に相成りましたのを、聖明なる　陛下は人民の事情を御諒察相成りまして此增加には及ばないと云ふ有難い思召でございましたのでございますかちよつと伺ひます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君） 皇室費の事に付きまして私は甚だ之を說明いたすことを好みませぬので、成程物價騰貴に付て皇室の御費用も多いでありませう、併し他の一般人民同樣に物價の關係を以て皇室費を議すると云ふことは如何なるものであらうかと考へます、故に私は此點に付ては折角御質問でありますけれども、餘り彼是の議論を用ひたりしないのであります、要するに一般國民同樣に單に物價問題のみを以て之を議したくないと考へるのであります。

○男爵石黑忠悳君 唯今總理大臣の仰せを承りますると云ふと、然らば此皇室費のことは有難き思召があつても我々に御傳へになる必要は無いと云ふ仰せでございまするか。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君） 有難き思召がありますれば御傳いたすことは更に厭ひも致さぬが何の御必要があつての御質問か存じませぬが、今日皇室費は帝國議會の協贊を要しないので、何故に之を當議場に於て御質問に相成つたか分りませぬけれども、御質問の御要旨を承れば、皇室費を增加しさうなものであるに、政府は之を計上しないのはどう云ふことかと云ふ御趣意であるやうで、之に對して唯今申上げる如く皇室費は單に物價騰貴、國民一般の人民に對する如き考を以て同樣に之を規定する……若くは考へ及ぼすと云ふことに行くまいと考へて居ります、皇室の思召は先刻申しました如く、御質素の上にも御質素を重ねられて居るのであります、此御趣意は改めて申さんでも御諒解ある筈と考へて居ります、此以上には御答いたし兼ねるのであります。

○男爵石黑忠悳君 益々御答に付て迷惑を致します何故に質問をするか、此事に付ての質問は無用だと云ふやうな仰せでありまするけれども、本員はさう思はぬ、皇室の百般の品物は人民が之を購求いたしまするよりも、高くとも安く御買上になる氣遣ひはない、然らば此物價騰貴に當つて一厘一毛の增加を計上せぬと云ふのは供御の物質を減ずると云ふものか、畢竟品質を惡くすると云ふものか、此二つよりか出でぬのであります、本員等は此事に付て彼是心配するけれども、唯今の總理大臣の御口氣に依ると要らぬ御世話を言ふやうな仰せで、我々人民は皇室

に對しては斯の如きものではないので、現内閣が當り前の政府に入用なる金額のみで、昨年に於ても高等學校の設置に一千萬圓を初めとして數千百萬圓を以て内務の從事者を省きつゝあるにも拘らず、我々人民は物價の昂貴に伴ふ皇室費を一厘一毛も計上せぬと云ふことは當り前であると云ふ仰せは驚き入つたることで、唯本員ばかりでない、世間の人民は、人でも之に驚かざる者は無からうと思ふ、唯今の總理大臣の御言葉の中に何の質問の趣意であるか、質問の趣意が分らぬと云ふことで私は斯く言はるゝ方が分らぬので、斯の如き御答を受けまする以上は本員は強ひて之を追及いたしませぬ質問は是で止めます

〔男爵高木兼寛君演壇に登る〕

○男爵高木兼寛君　大正九年度豫算編成に當り政府は戰後内外に於ける形勢の變化に鑑み其最も急施を要するものに付き計畫を立てたと記してございます即ち一は國防の充實、二は交通通信機關の整備、三、教育振興、四、産業奬勵に付て計畫を立てられて茲に提出になつて居ることを拜見いたすのであります然るに本員は此案に掲げてありまする急施を要するものより尚ほ急施を要するものありと信ずる者であります、即ち國民體位向上である、我が國民の衞生狀態は非常に年を逐うて低落いたして居るのであります、然るに之に對しては豫算の請求が甚だ僅微であります、是れ本員が此の壇上に登り政府に質問せざるを得ざる次第であります、國防の充實も尚ほ他の急施を要するものと認めたるものも其基する所は國民の健全なる身體であると信じて疑ひませぬ、故に其本を立てずに末をのみ求むると云ふことは國家として執るべき方針たるや否やと云ふことに歸著するのであります、國民體位は現在で以て申上ぐれば大要左の如きものであります、先づ人口の内十五歳未滿者の數は漸次比較的增加いたして居ります、十五歳以上にして勞役に堪ふる者の數は比較的減じて居るのであります、即ち年々是は減じて參るのであります、從つて厄介を引受ける者の負擔は年々歳々增加しつゝ行くのであります、即ち是れ國力減退の表徵と見るも敢て不可なることは無いと信じて居ります、一般の死亡率も減少いたしませぬ、戰前に於きましては英佛獨米等に於きましては著しく減少いたして居たのであります、本邦の死亡率は一千人中に約二十一であります、然るに戰前に於きまして英國に於ける如きは千分の十三を示して居るのであります、又死亡率に……いや生產率に高うございまするけれども夭折する者が甚だ多いことになつて居ります殊に十五歳乃至二十歳の男女の死亡率は世界第一と相成つて居ります、實に驚かざるを得ざる今日の狀態であります、女子の死亡率は他國同樣、明治三十八年迄は男子より低率のものでありましたけれども、三十八年以後は男子より高率になりました、是亦驚かざるを得ざる次第であります、壯丁の體重は年々減ります、身長は伸びる傾がありますけれども、筋骨極めて弱くして力量が足らざる所より、徵兵檢査上十年に五人餘づつ丙丁種の體格に落ちるものがございます、尚又徵兵檢査の成績より申せば甲種合格の體格を備ふる者も漸次減少して參ります、是は實に本邦の軍隊を編成する上に於て甚だ遺憾と言はざるを得ぬのであります能く取調べれば年々新徵の兵數も亦甲種の合格を以て充たすことの出來ない今日の狀態に陷つて居るのであります、學問を致す者の程度の高きに從つて其體格愈々弱いと云ふ事實も現はれて居るのであります、即ち大學卒業の青年は徵兵檢査上合格する者も少い、尚ほ中等の學力を成したる者も少い體格の最良なる者は小學校卒業の生徒に限ると申しても宜しいのであります、學問をして體を弱くした者が國家の中堅となり、國務を燮理すると云ふことを期待するは甚だ不安心なることと申すの外ございませぬ、肺病其外結核性の疾病は年々非常な速力を以て傳播いたして居ります、現在の所年々十三四萬人を斃して居ります殊に女に多いのであります、是れ國民の衞生上實に由々しき大事と申すの外はない、肺結核病に罹つて居る者の生みまする子供は、男にあれ女にあれ其質弱き者と認めなければならぬのであります、其他女子は關係上他に此病を傳へるの虞も男子に比すべきものでないのであります、脚氣病の如きは、昔日は江戸大阪の如き大都會のみに發生したるものであります、然るに今や全國到る所に脚氣病を殆ど發生いたします、大正五年の如きは其病に罹りたる者約三十萬餘、而して之が爲に死亡いたした者が一萬六千餘であります、腸窒扶斯の如きも年々其勢を逞しう致しまして規則通りの如くに毎年一萬餘人を斃して居ります、下痢或は腸炎と申す如き豫防し得べき疾病に罹りて斃れる者も年々十二三萬を數へて居ります、尚ほ驚くべきは黴毒の如き猛烈なる疾病であります、之に斃れる者も年々二三萬餘であります、其外大正七年七月以來流行性感冒が發生いたしまして、今日に到る迄の間に二千六十九萬餘人を襲ひました、而して之が爲に死亡いたした者は三十一萬六千餘人であります、是が病であるからと云つて人々は左程に思ひませぬさりながら何か他の事項に依つて三十萬以上の國民の生命を奪ふ如きことが出來いたしましたならば國民は其儘晏然として居られるでございませうか昨年以來の悲慘事は何とも口にする事能はざる程の事情のあることは政府も能く御承知のことと存ずるのであります、又軍隊に付て申述ぶれば暑中行軍等を爲す場合に於て、動もすれば日射病を發生いたしまして、思ふやうに行動を致すことの出來ない場合は今日迄も少くないのであります、將來何等かの場合に於きまして多數の軍隊を要する場合に際し、激烈なる日射病を發生いたしますやうなことがございましたならば、取返しの付かないことに陷るやうな事件が起らぬとも申されぬのであります、一般に女子の體質は惡くなりまして、子を持ちましても之を保育するに困難する者が年々歳々增加いたして居るのであります、且つ近視者、遠くを見ることの出來ない者も非常に增加いたして居ります、殊に高等教育を受けたる我が同胞の多數は眼鏡なしでは用を辨ずることが出來ない事實のあることは何人も認むることが出來て居ると思ひます、之に加ふるに元氣は衰へ、意氣の振はざる青壯年の多き事も亦確に認め得べきであります、茲に何人も認め得べき一般兒童の健康狀態に付て少しく申述べて見たいのであります、兒童を學校の庭に整列させまして一瞥いたしますれば、男子は比較的に顏が小さい、殊に額から鼻根のあたりに何となく發育の不善なるを認むることが出來ます、色は靑し、麗しい容貌が少いのであります、眼が小さい、體も弱いのであります、それに加ふるに幾分顋の部分が前方に突出する傾を有つて居ります、女子は之に反對でございまして、顏面が比較的に大きい、色が赤くて麗はしい容貌があります、俗に申す目玉が大きい、光線に對する眼力が著しく強い、即ち今日の小學校兒童、中學校の生徒をして同じやうの光輝に向はしめて見れば忽ちに分る彼等は太陽を能く見ることが出來ぬ、然るに女子は反對で容易に之を爲し得るのであります、又比較的には體格も男子よりは大なるのであります、之に加ふるに男子は女子に比べて[illegible]が少くて[illegible]いと云ふことも認められて居ります、女子は男子に比すれば運動量が多い、體力も動もすれば男子に勝る、例へば男女生徒をして綱引を致させて見れば、女子の勝を占むる場合が少くないのであります、體力も之に伴うて居ります、それで斯の如き狀態を現はして居るのであります、是まで申述べたる一般に國民の身體不健全なることを證徵と認むべきものは確かなる事實であると思ひます、で斯の如き身體に依つて行動活動する所の精神の狀態は如何なるものでありませう、極めて不健全なるものが多い、故に身體同樣精神も不健全でありますれば其活動は健全なることを認むることは出來ないのであります、故に脫線いたしまして、如何なる椿事を惹起せぬとも限らぬのであります、即ち病的の行動を精神がなすと云ふことはあり得べき事柄であります、想うて一たび茲に至れば本員と致しましては一日半時も安心は出來ないのであります、熟々世間の狀態を見れば思ひ半ばに過ぐることがあるかの如く自らは感じて居ります、然るに今日國民の健康保全に關する現在の施設は如何なるものであるか、之に付て申述ぶれば、第一に一般の傳染病、急性傳染病及其他の衞生事務を掌る機關は内務省に衞生局として設けられて居ります、此衞生局の内容を能く見まするに、極めて貧弱なものであります、又之に附帶して居る事業の如く、先年協賛いたしましたる保健衞生調査會なるものがございますけれども、是又極めて貧弱なものであります、斯樣なるものを以て國民の體位を向上する機關と致し置くことは甚だ心外であります、本年度に於きまして多少之に對しては費用を支出されたけれども、それ以て僅なものである、水道の補助費、國民衞生試驗に關する費用、醫藥品製造試驗に關する經費等約百二十萬圓を支出されましたが、是等のものを以て戰後の計畫とは言ひ難いやうに信じまする又在學の兒童、學生であります、是が保健に關する機關は文部省に衞生官が置かれてあります此衞生官は如何なるものであるかと云ふことは御承知でありませうと思ひます、一千萬足らずの學生の衞生狀態を監督し、是が健全を圖るに適當なる機關なるや否やと云ふことは、甚だ疑ふべきものであらうと思ひます、然れども同時に各府縣に於ける學校

には校醫と云ふものが置いてあると云ふ御話があるかと思ひまするが、此校醫なるものは如何なるものであるか、今日までの所では活動に當り、其地位もなく、活動の資力も支給せずに兒童の衞生に關することを取締らしめて居ると云ふことは事實であります、多くは之を聞かれたならば驚きなさるであらうと思ひます、學校醫は無料で其勤をなして居る者もあり、一箇年に五圓、十圓乃至は三十圓、五十圓位のもので之に勤めて居るやうな次第であります、斯樣なる機關では學校生徒の衞生事項を處理することが不可能であると信じて居るのであります、故に學校兒童の、或は學生の健康を保全せむには相當なる地位を與へ、相當なる資力を以て之に當らしむるやうでなければ、國家の後繼者たる學生、學童の健全を保障することが出來ないことゝ信じます、唯事足るものは陸海の軍人の衞生であります、是は相當の組織が出來て居りまして遺憾なく、之を經營して居る譯でありますから、先づ今日で申す所はないのであります、けれども是とても尚ほ一層の進歩を要する點がなきにしも非ざるものと信じて居ります、それより次には工業、鑛山業等に從事する者の衞生事項は農商務省之を管掌すると云ふことになつて居ります、斯の如く部分的に行政機關が設けられて居りまするが故に、國民一般の衞生狀態を常に達觀するの機會がないのであります、從つて之に適當なる保健の方法を實行することも出來ない譯であります、實際の狀況を知らずして之を改善しやうなどと云ふことは出來ない譯のものであることは申上げるまでもないことであります、現行の組織は唯今申述べたる通りのことであります、唯物を煩雜ならしめて其爲に勞は多い、費用も亦少しとせず、所謂勞多くして費用を多く費やし、何等收むる所はないと申しては甚だ過言と思ひまするけれども効果を擧げることは甚だ乏しいのであります、それ故に國民衞生保健の目的を現在では到底達することは出來ないと信ずる次第であります、で之に對して政府の御所見は如何でございませうか、伺ひたいのであります。

「國務大臣原敬君演壇に登る」

○國務大臣（原敬君）　唯今高木男爵の御質問は大體の方針でありまするが故に、私より御答を致しませうと思ひますが、唯今御質問の御趣意を承りまするのに、御尤もの次第で、是は數年間國民衞生に付ては朝野の問題と相成つて居るのであります、故に政府に於きましても相當の計畫を立てたいものと考へて居りまするが、具體的に如何に致せば宜いかと云ふことを餘程考慮を致さなければ定めにくいのであります、衞生上の關係各方面に別れて居りますから是も各部局に於て各々責任も別れて居ります、之を一樣に統一いたせば必ず成績が擧がるとも申し兼ねると思ひます、併ながら兎に角責任を以て實行いたす所は各部局なりと致しましても、大體の方針として相當に統一したる計畫は立てたいものと希望いたして置ります、併ながら今日まで未だ具體的に之を現はすことの出來ないのは甚だ遺憾でありますが、政府に於ては是等のことは十分に考慮を致す積りであります、左樣御承知を願ひます。

「伯爵廣澤金次郎君演壇に登る」

○伯爵廣澤金次郎君　私は外交其他種々の點に於て此際政府の當局の御意見を伺ひたいと考へます先づ第一は唯今議題に上つて居りまする臨時軍事費の追加豫算に關係いたしまして此際西比利亞の撤兵問題に付て政府の御意見のある所を伺ひたいと考へます一昨日の外字新聞に現はれました所の英吉利の電報に依りますれば、我が同盟國の英國の首相、殊に機を見るに早きを以て有名なる「ロイドヂョージ」氏は言明して曰く、英國は「パッーム」の兵を撤兵を致しまして、之を以て全部露國よりは撤兵すると云ふことを申して居ります、且又露國の「ボルシエヴキキズム」即ち過激派なるものは兵力を以て鎭壓すべきものでない、又兵力を以て鎭壓は到底不可能である、要するに歐洲各國及米國、世界の他の國は露國と通商を開始して、徐ろに露國の人心を緩和するの外はないと云ふことを明に言明して居ります、從つて英國は最大急行を以て此撤兵を實行するだらうと考へます、次に米國は如何でありますか、米國は既に我が政府にも通牒ありましたる如く、最近撤兵をしつゝあるのであります、私の聞きました所に依りますれば、本年の四月には全部西比利亞より撤兵すると云ふことになつて居ります、其次に現在に露國に居りまする外國の兵、即ち「チエックスロヴアック」は如何なる時機に於て撤兵するかと申しますれば、是も撤兵を開始中でありまして、是は七月の下旬に至つたならば全部撤兵すると云ふことであります、斯の如き結果と致しまして露國……西比利亞のみに限らば、全露國に於きましては七月以後に、今日の情勢を以て考へますれば現存する外國の兵は我國の兵のみと云ふこととなるのであります、而して西比利亞の現狀と云ふものは如何でありまするか浦鹽は無論のこと「ニコリスク」も、又「ブラゴエチエンスク」も又何れの都市も「エス、エル」黨即ち社會革命黨の手に今日は歸して居るのであります又此社會革命黨が「イルクック」以西の所謂過激派と氣脈、連絡があると云ふことは、今日は疑ない事實だらうと考へます、斯の如き狀態に於きまして今日の我が派遣軍の如き三千哩以上の長き線路の沿線に於きまして、區々なる分遣を以て現狀を維持すると云ふことは殆ど不可能のことであらうと考へます且又縱へ「セミヨノーフ」、或は「カルミュフ」と云ふやうな所屬の軍隊と連絡を保ちまして、現狀の兵を維持したと致しましても、今日の如く社會革命黨が各都市の政權を得た以上は、徒らに露國の怨府となると云ふ虞があると私は考へます、故に政府は西比利亞の撤兵は今日其時機に非ざるかと云ふことに付て明瞭なる御答辯を願ひたいと考へます、但し政府は之に對しまして西比利亞の撤兵の如何と云ふことは今日其言明する時機でないと云ふことを往々言はれまするが、是は却つて今日の時勢に於きましては言明される方が利益であらうと考へます、我が西比利亞の政策に對しましては歐米諸國に於て之に非常なる誤解もありまするし、且又疑惑を有つて居る國も澤山あるのであります、今日茲に於て我が西比利亞の撤兵の方針を言明さるるのは、對外關係に於て日本が將來非常に外交上の便宜を得るだらうと考へます、故に成るべく要領を得たる政府の御方針の說明を願ひます、それが西比利亞の問題であります次は豫算の執行に伴ひまして物價調節の問題に於て今一應政府の御意思の在る所を承りたいと考ます過日來總理大臣及大藏大臣の施政の方針の御演說の時に於きまして、政府は昨年來物價調節と云ふ事の必要を認めて種々の政策を施したと言はれまするが即ち其政策として政府が擧げられましたものの一二を擧げて見ますれば、或は關稅政策、或は社會政策或は金利の引上と云ふやうなことを列擧されまして政府は決して物價調節と云ふことは輕視はせぬと言はれまするが、過日來の御演說及議員の質問に對しての應答の要點を擧げて見ましても、政府の物價調節に對する策は甚だ姑息的であると考へます、現に昨年の十二月の物價と今年一月の物價と比較して見まするに、是は日本銀行の調査でありますから、萬々違ひないと考へまするが、昨年の十二月から本年の一月の物價の關係に於きましても四分三厘三毛の騰貴を見て居るのであります、翻つて我國以外の國は如何なる策を執つて居るかと云ふことを見ますると、彼の自由を最も尊重する合衆國に於てすら最近に於て暴利取締を勵行いたしまして、約千名の人間を檢擧したと云ふことが新聞に現はれて居るのであります、又政府の曰く、是以上の物價調節と云ふことは一方に於ては對外の貿易の關係を生ずる、又其以上の策を採る場合は戰時とか或る非常の場合の外は是れ以上の策は施すことは出來ないと云ふことは總理大臣が述べられて居るのであります、併ながら今日の時期は如何なる時機であるかと云ふことは政府は如何に御考になるかと云ふことを第一に承りたいと考へまする、成るほど歐洲の大亂は終局を告げまして、大砲を擊ち鐵砲を擊つと云ふ時期は過去つたのであります、併ながら今日は歐洲と云はず米國と云はず、世界全般に亘りまして此大亂の影響を受けまして未だ大亂は……戰爭は終結いたしましたけれども、此結末を付ける時代と考へます、殊に我國等に於きましては戰爭其ものよりは戰爭の結果として今日其終局の問題の方が最も肝要な問題ではないかと考へるのであります、故に此歐洲大亂の終局の問題に關連いたしまして、我國に於きましても既に選擧權の擴張とか、或は勞働問題、或は社會改良の聲と云ふものが所々に起きて居りますのも是は即ち此歐洲大亂の終局に關する問題であらうと考へます、是等の非常なる場合と云ふことを認めたならば、茲に物價調節にも施す策はまだ澤山あるだらうと考へるのであります、殊に政府も認められて居ると云ふ證據には、昨年の豫算も物價調節……の爲に執行が出來ないことが澤山あつて、此結果は或は緊急支出となり、或は追加豫算の提出と云ふ結果になつて居るのであります、併ながら凡そ責任を持つて豫算を編成される以上は、徒らに緊急支出を爲し、或は追加豫算を提出すると云ふことは、憲法上甚だ面白くない狀態と考へます、故に大正九年度の豫算を提出されるに方りまして、政府は之を必ず遂行されるだけの確信があるか、其確信と申しまするのは是れ以

上に物價が暴騰し或は又來年に於て追加豫算等を提出されることなく、現在の提出の豫算を其儘執行されることが出來るのであるかと云ふことを伺ひたいのであります、若し政府に於ても多少の懸念がありますならば、此豫算を我々が議する際に於て政府も今一應物價調節策に付て熟考されるの時期であらうと考へます故に政府は此際今一應物價調節の問題に於ては其方法等を攻究されることになりたいと考へまするが、之に對して政府の御所見を承りたいと考へます、其次に承りたいのは、是は大藏大臣から御答辯を願ひたいと考へます、問題は政府所有在外正貨、殊に一般會計に屬する分に付て伺ひたいのであります、私の持ちまして居りまする表に依りますると、昨年の十一月末日の現在の高でありまするが、政府の所有せられる在外正貨は一般會計に於て約五億六千萬圓、預金額に於て政府の所有の在外正貨が三億八千萬圓であります、其内譯を又申上げますれば、在英資金即ち倫敦に在ります資金が四億千萬圓亞米利加に在ります資金が六億二千萬圓と云ふことであります、政府所有の在外正貨と云ふものは將來如何に處分せらるるかと云ふのが質問の大體の趣旨であります、私共の考へるのには戰前とは異りまして、今日の對外貿易と云ふものは殆ど逆順になりまして、戰前に於て兎角輸入がちでありましたものが今日は非常な輸出超過と云ふ時代になつて居るのであります、是は貿易のみに非ずして、金銀貨幣の輸出入の表に依りましても我國の方が始終正貨輸入超過と云ふ狀勢であります、斯の如き場合に於きまして斯の如く莫大なる正貨を海外に所有する必要は今日はないと考へるのであります、之に關聯いたしまして伺ひまするのは、斯の如き莫大なる在外正貨を持ちまして居りますが、其中には硬貨のみではないと考へるのであります、或は一部分は金塊であり一部分は金貨幣でありまするけれども、大部分は在外債權を正貨と認められて居られることと考へて居ります、此在外債權を硬貨と同樣に看るのは其當を得たるかと云ふことは甚だ怪しむのであります、殊に之を整理を致しまして通貨の縮小を圖ると云ふことは今日の急務だらうと考へるのであります、故に政府は此政府の所有の在外正貨の今後の處分は如何になさるかと云ふことを伺ひたいのであります、今一つ之に關聯いたしまして唯今申上げましたる政府の所有の正貨と云ふものは我が通貨に換算をしてありますけれども、實際の政府の所有正貨と云ふものは、英國に在りますものは磅であらうと考へまするし、又は亞米利加に在るものは、弗の勘定になつて居るだらうと考へます、然るに當今の爲替相場の低落と云ふものは實に著しいものであります、私の承知致して居りまする所に依りますと、政府の在外硬貨は一磅が、我が貨幣の約九圓三十八錢位に換算してあると考へます、然るに昨年の十月以來今年になりましては七圓四十錢位と考へますから、此の間の差が約二圓の差を生じて居ると考へます、其の結果として政府の所有の在外正貨と云ふものは價額が非常に減じて居るだらうと考へます、此損失と云ふものは如何にして政府は處分されるかと云ふことを序に伺ひたいと考へます、其次は是も大藏大臣に伺ひますが、過日來本議場に於きまして既に種々の質問もありますし、應答もありました所得税案の件に付て質問を致したいと考へます、過日菅原君の質問に對して大藏大臣の曰く、增税案は税制整理を目的として提出したるものでない、國防充實の爲め確實なる收入を得るの目的に外ならず、且又政府として税制整理を約したることはないと言はれて居ります併ながら衆議院に於きまして、過日の特別委員長の報告を聽きましたが、其委員長の報告にも、政府は將來税制整理をして地租其他の整理をする考であると云ふことを言はれて居りますから、税制整理の約束をしないと仰しやいましたけれども、政府に於て税制整理の意思の在ると云ふことは確かであらうと考へます、故に將來税制整理を政府に於てなさる、場合に於きましては、今回提出になりましたる所得税法案も同じく此整理調査會、即ち財政經濟調査會に諮問されるかと云ふことを伺ひたいのであります若し之を諮問されないと云ふことでありまするど、他の税は公平なる調査を經、獨り所得税法、酒税法麥酒税法　今回の增税案だけ其手續を經ぬと云ふことは甚だ不公平なる結果を來たしはせぬかと考へるのであります、故に私の此要領は、所得税法案其他今回政府の提出の增税案は、將來他の税制整理の場合に於て財政經濟調査會に諮問して改正するの意思ありや否やと云ふことを伺ひたいのであります、第六は、甚だ枝葉の問題でありまするが、私は豫算委員でありませぬから、此機を利用いたしまして政府に御尋したいのであります、是は軍需局の問題に付て簡單に伺ひたいのであります、軍需局は政府が大戰の狀態に鑑みて將來軍需品の供給は民間工業と相俟たなければ將來非常の場合には是が不足を來たすと云ふので、所謂工業動員の必要を認められて軍需局を設けられたと云ふことに承知して居ります、然るに軍需局官制發布以來、又軍需局の調査評議員會の成立以來、唯一回開かれたと云ふことを聞及んで居りますが、其以後評議員會の諮問も何もなし、又軍需局の成績を世間に發表せられたものは一つもないのであります、故に此軍需局は過去一箇年半に亘りまして如何なる事を爲しつゝあるかと云ふことを伺ひたいのであります、或は政府の答辯は、目下軍需局と統計局と合併して國勢院なるものを拵へて、是が官制を目下樞密院に諮問中であるから、其以後に於て事業に著手せられると云ふことを言はれるでありませうが、苟も軍需局なるものは一箇年以前に於きまして成立して居ります以上は、唯何もせずに居ると云ふことは如何であらうかと考へます無論何か相當の調査、或は相當の事業を爲されて居るだらうと考へまするが、然らば如何なる事を過去一箇年半に於て軍需局は施設せられたかと云ふことを伺ひたいのであります、以上の點に於きまして、總理大臣及大藏大臣より詳細なる御答辯を願ひたいと考へます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　唯今廣澤伯爵より御質問の數點でありますが、其中私より御答いたすが適當と考へるものを申上げやうと思ひます、西比利亞撤兵の事に付きましては、是は幸に外務大臣が出席でございますから、外務大臣から申しても宜しいのでありますけれども、私より答辯をせよと云ふ御言葉もありました故に申して置きますが、此事は衆議院に於ても屢々問題が起りまして答辯を致して置いたのでありますから、速記錄に依つて御覽の方もあらうと考へます、西比利亞より撤兵をする、若くは撤兵をしないと云ふことを、今日政府は言明する時機にあらずと考へまして、左樣に衆議院等に於ても答辯を致して置きました、固より西比利亞の出兵は日米協調に基き、「チェックスローヴアック」の救濟を目的として一昨年出兵したのでありますから、此出兵したものは何れの日にか退去を致すと云ふことは勿論當時の宣言に明なことでございますから、茲に申す必要はないのであります、併ながら今日の時機に於て直ちに撤兵をする、若くは撤兵をしないと言ふことに、如何かと云ふことは、尚ほ現在の問題を申すのであります、現在に於ては成るほど亞米利加は撤兵を致すと云ふことでありまして、二月十日頃より段々送還を始めると云ふやうな計畫もあつたのでありますけれども、迚も左樣には參らぬ、之が爲には亞米利加の撤兵も段々延期せられて居るのであります、と申すのは「チェック、スローヴアック」なるものは中々今日は大多數は浦潮方面に赴くことが出來ずして、途中に於て非常に困難して居る、之が爲に我が守備兵が鐵道交通の安全を計つて彼等をして無事に歸還せしむる爲に非常に努力いたして居る今日であります、故に此點から申しても、直ちに撤兵の出來ないと云ふことは無論であらうと考へます又他國が撤兵を致したからと申して、日本は單獨に參らぬことは、無論それは唯今申す「チェック」の救濟問題ばかりにあらずして、何を申すにも接壤地のことでありますし、居留民も多いのであります、隨つて過激派が如何なる事を爲すにせよ、直接に日本に影響を及ぼす關係があるのであります、故に是等の狀況を審に致して適當の時機にあらずんば撤兵は出來ないのであります、亞米利加が撤兵をしたと申して、直ちに日本が其蹤に倣ふことの出來ないのは茲にあるのであります、又英國に於ては矢張り其政策を變更いたしたかの如き說も屢々承りましたが併し先般物々交換を致す際に當りましては、是は全く過激派政府を認むるにあらずと云ふ條件の下に購買組合等の物々交換を許すことは列國の相談の結果であります、併ながら英國政府に於ては如何なる考慮を廻らして居りませうか、之を推測して茲に申す譯には參りませぬけれども、今日までは何れの國に於ても過激派政府は無論、過激主義は認めないのでありますから、過激派政府を認めて居る者はないのであります、是は何れも人道の敵なりと排斥して居るのであります、從つて各國各々異なつたる方針を執つて居ることゝ推察いたすのであります、又何れに致しましても對露問題の全般に亘て決定いたした國あることも承つたことはありませぬ、又西比利亞に我兵が駐在いたして居る爲に露國人の反感を釀すやうなる說も承るのであります、併ながら是は唯一

面の事情を申すので、他の一面に於ては日本兵の駐在を以て西比利亞の秩序安寧を保たうと致しまして極めて歡迎いたして居ることもあるのであります、要するに露西亞の狀態は極めて混沌であります、日本兵の駐在を利益なりとして喜ぶ者もありませう、又駐兵を好まざる者も無論ありませう、過激派なるものは無論初めより好んで居りませぬ、併し過激派の歡心を得るが爲にと云ふことは、又日本では出來ないことであります、彼是れの事情を考へまするに中々此問題は單純には參らぬのであります、他の遠隔の土地が政策を定むるやうに日本に於ては西比利亞問題をさう簡單には決定を致し兼ねるのであります、故に今日の時期に於ては何れの日に撤兵をする若くは長く撤兵を致さぬなどと云ふことを言明する時期ではないのであります、のみならず總ての周圍總ての狀態を考慮せずして茲に輕々なる言明を致しましたならば、如何なる影響を西比利亞に及ぼすかと云ふことを考へなければなりませぬ、又我が將卒は彼の地に困難いたして居るのでありますから、是等に對して如何なる影響を與へるかも考へなければなりませぬ、又彼等の行動いたすに付きまして日本に於ける何かの宣明は露國の過激派其他に對して又如何なる影響を與へるかも考へなければなりませぬ故に此問題は極めて複雜なる問題にして輕々に撤兵をする、若くは撤兵をせぬと申すことは出來ないのであります、尤も是は今日の場合を申すのであります、永久に兵を置くと云ふことは何れの國に於ても宣言いたしたことはない、日本に於ても大正七年の八月宣言いたしたのも其趣意でありますから、是は論の無いことでありますが、唯今日の場合に於ては左樣なことを宣言いたすことはいかぬと考へるのであります、又撤兵を致す方は、列國に撤兵をすると云ふことを宣言すると云ふことは、列國に對して外交上得策であるまいかと云ふ御議論もありましたけれども、是は各々見る所でありますが、併し今日日本の西比利亞に兵を置きますことは列國に於て更に誤解はありませぬ、彼地の狀態差措き難き爲に僅ばかりの增援隊を送ることなどに付きましても、各國の諒解を知り得たのでありますが、聊も異論はありませぬ、日本は是まで宣言聲明に忠實であると云ふことを各國認めて居ります、今日の場合に於て日本の兵が西比利亞に駐箚いたして居ると云ふことに付ては今日まで列國に於て何等の疑惑も生じて居らぬと考へます、無論又列國の誤解を來たさぬやうに諒解を政府に於ても努めて居りますから、此間には少しも御懸念は無いのであります、唯此出て居る所の兵隊の方の進退に關しましては今日は遺憾ながら之を直ちに撤兵をする、若くば撤兵をせずと云ふことを言明するの時期に到着いたして居りませぬ從つて又事情は斯の如き場合であるに拘らず輕々に言明いたすことは外交上甚だ不得策なりと考へるのであります、それから物價其他の問題に付きましては是は大藏大臣が詳しく御答へ致すことが適當と思ひます軍需局のことに付ては相當に各方面に亘りまして調査を進めて居ると記憶いたしますけれども、此詳細なることは軍需局長、今日は出席いたして居るか如何か分りませぬが、此方から直接今日仕事の狀態を御答する方が明瞭であらうと考へます、併し國勢院を置くが爲に今日の軍需局の仕事を等閑にして居ることは全くありませぬ、相當に仕事の歩を進めて居ると茲に私は申すことを憚らぬのであります、大體私より御答する箇條は盡きて居ると考へます。

○議長（公爵德川家達君）　休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時三十八分開議

○議長（公爵德川家達君）　是より午前より繼續の會議を開きます。

○安立綱之君　是より決算の第三分科會を開きたいと思ひます退席の許可を……

○議長（公爵德川家達君）　安立君の分科會へ退席の要求は許可して御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○子爵西大路吉光君　本日の議事散會後に於て決算委員第四分科を開會することになつて居りますが、期日の都合上是より直ちに分科會を開會いたしたいと存じますから、第四分科の擔當員の本議場退席の要求を御許しあらむことを希望いたします。

○議長（公爵德川家達君）　西大路子爵の要求も許可して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

〔國務大臣男爵高橋是淸君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君）　午前中廣澤伯爵より御質疑になりました中、特に大藏大臣に答辯を求められたる點に付て御答を致します、第一は今日より物價を騰貴させないと云ふことの請合が出來るか、果して然らば追加豫算を出さぬと云ふことを保障するかと、斯う云ふことに了解を致しました、是は保障は出來ぬと斯う云ふことを御答するより外仕方がない、第二は在外正貨の處分に關して、其要點は政府が一般會計に於て所有して居る、在外正貨なるものは大部分は英貨である、即ち「パウンド」である然るに此「パウンド」が今日の如く日英の爲替の變動を生じ、英貨は戰前に比して殆ど二割の下落を爲替相場の上に見て居る、然らば政府は非常に茲に損失を生じて居る譯である、それはどうするか、斯う云ふ御尋のやうでありました、英貨を大部分國庫に所有して居ることは御認めの通りであります、而して是は每年度の末に於きまして、從來此貨幣交換益金を以て常に調節をして之を引下げて居る、故に大正七年度末に於ける所有爲替は……所有價格は一「ポンド」が九圓二十七錢三厘になつて居る、而して此八年度の十二月に於きましては八圓九十六錢九厘の相場で之を持つて居るやうになつて居ります、尙ほ此八年度末に於きまして、其時の爲替相場に依つて之を引下げ調節すると云ふ計畫になつて居ります今日の見込では八年度の末に於ての損失は約四百萬圓位あらうと考へます、然るに貨幣交換益金は千二百餘萬圓でございますから、價格の下落の爲に被ります損失は十分に補塡して、尙ほ益金を殘すやうな計算になつて居ります、是の處分は若し一般會計に於て金繰上此在外正貨なるものを使用しなければならぬと云ふ場合に至りますれば、或は其時爲換に依つて此方に取寄せ、或は正貨の輸入が出來れば之を輸入して使用する、斯う云ふ方針になつて居ります併し御承知の通り昨今貿易の關係は轉じて輸入超過の傾向を有つて居ります、併し貿易以外に又正貨を受取る勘定になる部分もありますから、此九年度の末に至つては兩方の關係に於て、正貨の輸出入は如何になりまするか、豫定は困難でありますけれども兎に角輸入爲替の資金の爲に段々正貨所有の在外正貨を爲替銀行へ讓渡してやるやうな必要を生ずることゝ思ふのであります、其他まあ臨時に非常に何か必要が起れば兎も角もでありまするが、今日の所で……平常の場合に於ては左樣に巨額の在外正貨を取寄するの必要を見るやうなことはなからうと思ひます、是だけを御答して置きます。

○伯爵廣澤金次郎君　唯今の御答辯に對してもう少し伺ひたい所がございますが、他の物價調節と豫算關係問題に於きましては、私は過日の總理大臣の施政の御演說の場合の御演說と、及議員の質問に對しての應答を參照いたしまして質問いたしたのでありまして、私に明に總理大臣の御答辯を求めて居りますから、此際物價騰貴と豫算關係問題に於きまして又將來の物價調節に對する施設の如何と言ふことに付きましては、總理大臣より御辯明を願ひたいと考へます。

○議長（公爵德川家達君）　今軍需局長が廣澤伯爵の御質問に對して答辯せられて、それが濟みまして總理大臣が答辯されます。

○伯爵廣澤金次郎君　異議ありませぬ。

〔政府委員原象一郎君演壇に登る〕

○政府委員（原象一郎君）　先刻廣澤伯爵より軍需局の業務の進捗の情況に付きまして御質問を賜はりました、付きまして私より御答辯を致します、軍需局は一昨年六月第四十帝國議會に於きまする所の戰時工業動員法御協贊の附帶決議に……貴族院の附帶決議に依りまして成立を致しました、本來仰せの如く一年有半を閱して居ります、併ながら其業務の進行に付きましては誠に仰せの如く皆樣方の御豫期に添はぬ點もあらうかと存じます、此事は頗る業務の廣汎複雜なる點にも依りまするが、又我々職員一同の未熟なるの致す所も多からうと存じて居ります、大體爾來の經過を申上げますると、大正七年六月より昨年の四月に至るまでは豫備金を以て支出いたしました所の僅の職員に依りまして鋭意將來の業務の系統に付て研究いたし、且つ中央官廳即ち陸海軍各省鐵道院、其他各府縣、遞信局、鑛務署及總督府等に於ける各官廳に於ける事務を執りまする職員組織と云ふやうなことに付きまして研究いたしまして、それ〲定員配置の研究を致しました、幸ひ昨年の議會に於きましてからに、軍需局の豫算及是等各部局の豫算に付き御協贊を賜はりましたに依りまして、其人員を配置いたし、豫定の業務に付きまして仕事を開始したやうな次第であります、大體仕事の筋は三部に相分れます、即ち第一の業務は陸海軍の全軍作戰の計畫に伴ひまして、軍需工業動員計畫を立つる則ち工場、鑛山、鐵道、船舶、海陸連絡設備、或

は必要なる努力などに付きまして、經濟上の動員計畫を立てまして、而して一旦戰時中に於きまする所の、國民の生活を安定しますると共に、他の方面に於きまして、國力の全部を戰爭作用に傾注すると云ふ、動員計畫の編成の必要がありまする、第二の業務は國防上極めて必要なる産業に付きまして、技術上、經濟上、助長の方針を研究いたしました、而して計畫を立て、之れに基いて如上各般に於きまして助長獎勵を致すと云ふ、助長獎勵の業務であります第三の業務は此平時の國家の制度を一旦國難に遭遇しました場合に、戰時の狀態に變更せねばならぬに付きましては、經濟上社會上の點に亘りまして、諸般の戰時立法を必要とするのであります、此戰時立法の準備は是は平時からそれをする、準備の業務即ち制度業務と申して居ります、此三部の業務で各々仕事を開始したやうな次第であります、併ながら何分にも職員も少く、費用も少くありまするが故に、大正八年度に於きましては殆ど此動員計畫業務の第一歩たる所の諸般の動員の要素に付きましても、其調査業務の組織を立て、且つ之に第一回の試みを致すと云ふことに全力を傾注したやうな次第であります、之に付きましては昨年の一月に軍需産業に付てからに臨時調査たる産業の概勢を明にし、且又陸海軍より致しまして必要なる要求を受けまして、是と相對照しまして、さうして愈々本當の軍需動員計畫を立つるの基礎たるべき調査制度を立案いたしました、是が幸にしてからに諸般の困難はありましたが昨年の十二月に軍需調査令と云ふ形で勅令を以て公布されました、本年四月以降必要なる資料が軍需局に集まることに相成りました、是が第一回の動員の計畫、軍需工業動員計畫の編成の基礎であります、唯今は府縣始め……軍需局を始め此動員計畫の基礎たる所の業務に付て全力を盡して居ります、第二の獎勵……必要なる産業に關する計畫及施設に付きましても、傍ら事務の系統に芽を出して居ります、是等に付きましては頗る困難にして且つ廣汎なる範圍に亘りますが故に、まだ具體的に豫算を以てからに議會の協贊を經ると云ふ運びに迄はなりませぬ、近き將來に於て、或る程度に於て追々外部に發表されることと存じて居ります、第三の制度を準備する業務に付きましては又傍ら芽を出して居るやうな次第でありまして、斯の如き次第でありまして、甚だ參謀本部の仕事及軍令部の仕事の如き外部に極めて表れないやうな事もありまする、何卒益々努力を致しましてからに、御豫期に副ふやうに致したいと存じて居ります、簡單に……

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君）　先刻廣澤君より物價と大正九年度の豫算關係とに付ての御尋でありましたが、此事は先般當議場に於ても説明いたしたいと思ひますが、此物價調節と申すことには今更新しく申すまでもなく二通りあります、國家永遠に關する問題と應急の處置と二通りあるのでありますが、永遠に關することに付きましては、段々其調査を進めて居ります、殊に其中に米の問題に付きましては財政經濟調査會の特別委員の調査も大分進行いたして居ります唯費用其他の點が調査が未了の爲に議會に提出して御協贊を得るなどと云ふ事に立至らない次第であります、成るべく是は急いで何とか根本の目的を達したいと考へて居ります、其外の問題に付ても段々此根本策に付きましては財政經濟調査會等の意を徵しまして、追々根本政策の確立を致さうと云ふ積りであります、應急のことに付きましては一昨年來段々其處置を取りまして、關稅其他取りつゝあることを既に説明も致し、又御承知であります、又此一般應急政策中の、一般政策以外に都會に向つては社會政策等も講じて居ると云ふことも説明いたした通りであります、今更繰返す必要もありませぬが、斯樣な次第で政府に於きましては此應急の處置に付ては今後と雖も十分其方針を取りまして、出來るだけ調節の實行を見るやうに處置を取つて參る積りでございます、而して其物價か豫算を實行するに當つて如何なる影響を及ぼすかと云ふことが即ち御質問の主眼であらうと考へますが、今日の所に於きまして大正九年に物價騰貴を見込んで立てました、計上いたしました大正九年の豫算は此の儘實行するに差支ないと考へます、政府は物價調節の爲に種々の力を用ひますから、物價が政府の豫定の効果を奏しますれば低落いたすであらうと考へますけれども、此れ以上騰貴いたして、豫算の追加等を求めることはあるまいと考へますけれども、併し是れは經濟界のことは單純に政府の見込ばかりを以て人爲的に容易に出來得ることではありませぬ、故に絶體的に物價は此上騰貴いたさない、必ず低落いたす、依つて以て豫算を實行するに當つては追加を求めざるのみならず、剩餘を生ずるであらうと云ふやうなことを斷言することは今日出來兼ねます、出來兼ねますけれども政府が段々物價調節に努めましたならば此豫算を實行するに方つて大なる相違を來たすまいと考へて居るのであります、又既に御承知の如く大正十年以後に關しまして、繼續費等に於いては夫々費用の積り方もあります、之れに付いて繼續費には……海陸軍の繼續費に於いては前年に比しまして二割の增額を見込んで計上して居るやうなことであります、然らば來年以後になれば繼續費は戰前に比すれば二割の騰貴に止まらないかと云ふことに立至れば、是れは何人も豫言は出來ませぬので、多少の相違はある……多少の相違は免れぬものでありまして、全く戰前の價に復すると云ふことは先づ是は今日の狀態では不可能であらうと察するのでありますから、多少の增額を見込んで十年以後の經費を計上いたして居るやうな次第で故に政府に於いては今後と雖も調節に努めまして、政府の見込む所の効果を擧げましたならば豫算を實行するに差支ないのみならず、尙ほ剩餘を生ずるやうなことがあるかも知れぬと、左樣に希望いたすのであります、併しながら幸なる哉、從つて增額を求めるやうなことはないのであります、さりとて茲に斷言して物價は必ず來年三月末日に低落いたして次の豫算に大に餘裕を生ずると云ふやうなことは茲に申すことは出來兼ねますが、之を尙ほ實行するに方つて政府は鋭意努めましたならば差支なからうと考へて居るのであります、又永遠のことに付きまして度々申しました如く、矢張り永遠の策としまして永久のことに影響を及ぼすことであるから是等のことに付て調査會の進行の如何に依つては、物に依つては今期議會にも提出いたしたいと考へて居ります、豫期の目的通り參れば此結果として物價に影響を及ぼすであらうと考へて居ります、假令其策永久の策なりとしても影響は物價の事に及ぶであらうと考へて居ります、旁々以て今日手段を講ずることに怠らぬのみならず、永遠の政策も尙ほ十分考究に努めて居る狀態であります、斯樣な次第でありますから、先づ豫算には大なる狂ひを生じて更に又增額をするやうなことは今日に於てはあるまいと考へて居るのでありますけれども、此復雜なる經濟界に向つて必ず然りと斷言することは是はむつかしいことであります、其見込だけを申上げて置きます

○伯爵廣澤金次郎君　西伯利亞問題に付て總理大臣の御答辯に對して今少し質問をしたいと考へ[illegible]登壇を御許しを願ひます

○議長（公爵德川家達君）　宜しうございます

〔伯爵廣澤金次郎君演壇に登る〕

○伯爵廣澤金次郎君　西伯利亞問題を再び質問いたす前に方りまして一つ大藏大臣が先に私の質問に對しては一つ御答辯の無いことがありました、御注意を申して後に御答辯を願ひます、それは所得稅の問題に付きまして縷々申上げたことに御答辯がありませぬ、是は此總理大臣の御答辯後に願つて、而して要領をもう一應申上げる必要があれば御請求に依つて申上げても宜しいのであります、先程の總理大臣の西伯利亞撤兵に付きまして御意見の要領を考へて見ますると云ふと、歐羅巴諸國の兵は全部西伯利亞及歐洲の……歐羅巴より撤兵した時に至りまして我國の地勢及事情が違ふ、即ち過激派が我國に及ぼすことを憂慮するに依つて他國の兵が全部撤兵しても我國の兵は當分撤兵することが出來ぬかも知れぬ、と云ふやうなことに承知いたしました是は考へて見まするも我が政府は撤兵どころか或る場合に於ては撤兵しない意思があると云ふことに各國に誤解されると甚だ私は懸念に堪へず、もう一應政府の意思を確めたいと考へて居ります、恐らくは私の邪推かも知れませぬが、西伯利亞の撤兵及今日に至りましては、撤兵の問題に付きましては外務當局との意見の相違がありはせぬかと云ふことを懸念するのであります、それを確むる爲に私は一つ茲に諸君に朗讀するものがあります、是は浦鹽に於て發行せる我が新聞に出た問題でありまして、其表題は「年頭に際して」と云ふ表題でありまする、我が司令官の談話があります、其一部をちよつと讀み上げまするとと「我國の西伯利亞出兵は之を切り離して見ることは不可なり彼の日清日露兩役と共に今次の西伯利亞出兵は過去現在將來に亘りて一貫せる問題である」……それから途中を省略しますが「我國維新以來文明の涵養に努力せる結果より來れる國力の横溢又は文化の發揮と見るを得るものである」斯う云ふことがあります、最後に「此出兵を」……いや取消します、「之に反して文化を以て他國民を親近同化せしめると云ふことが此出兵の第一の目的であらねばならぬ

のである」今の談話は我が司令官の本年の年頭に於ての西伯利亞政策の發表と云ふことになりまするとて先程總理大臣の言語を味つて見まするとと我が政府は撤兵どころか或る一部分は永遠に存すると云ふ御意思ではないかと考へるのであります、若し斯の如き意思が政府に存してあるならば明に御發表になるが宜からうと思ふし、又斯の如き精神は毛頭ないと云ふことでありまするならば、明に明言される方が外國との關係上誤解を來たさないで宜からうと考へるのであります、本員の考へまする所に依りまするど、どうも此西伯利亞政策に付きましては軍事當局者と外務當局者との間に意見の齟齬があるやうに感ずるのであります、故に之を統一せらるゝのは無論總理大臣であらうと考へまするから、總理大臣より今一應西比利亞撤兵に關して御意見を伺ひたいと考へるのであります。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 廣澤伯爵の再び御質問になりました點に付て簡單に御答いたします、私の答辯が他國が撤兵いたしても永く撤兵いたさずに居りはしないかと云ふ想像が起るやうにあつたと云ふ御感想てありますが、若し然りとすれば、私の意思は徹底して居らぬのであります、私は左樣な意思ではない日本は他國とは狀態を異に致して居りまするから、他國が撤兵いたすが故に日本も撤兵する、他國が撤兵せぬから留る、斯う云ふやうに單純には參らぬと云ふことであります、今日は撤兵を既に致した國もあります、歐露に於ては英佛共に引揚げたことは餘程前のことでございます、西比利亞に於ては英佛の兵は極めて僅少であります、日米共同して出兵いたすのが本てあります、併ながら平時に於ては我國の兵と亞米利加の兵とは非常な懸隔があります、彼は六七千人、我は二三萬、時に依つて彼の相違がありますが、大體さうであります、是は何故であるかと申せば、亞米利加とは事情を異にして居る狀態、之に依つても解るのである、故に今日は他國と協調を保たなければならぬことは無論であります、無論でありますけれども他國の通りに日本が致すやうな事情に參らぬ、日本は日本の所謂自主的と申したら宜しいか、自主的若くは自衛的の考よりしてそれから割出して始めて兵を引くか引かぬと云ふことを決定いたさなければならぬのである、而して今日の狀態はどうである今日の狀態は直ちに兵を撤する、撤しないと云ふことを斷言する狀態にあらず、之を聲明するを以て外交上不得策なりと云ふことを申したので永遠に亘つて永遠とはひどい永いことのやうでありますが數年に亘つて撤兵をしないと云ふ懸念は各國に於て起るまいと思ひますのは、是は大正七年八月二日の宣言に依つても領土的野心なし、內政に干涉しない」此事が終れば引揚げることを聲明したのであるから、日本政府としては此聲明に忠實ならざるを得ないのであります、故に決して此聲明を無視いたして領土的野心等を逞しうして居ると云ふやうな事は毛頭ない、さりながら今日撤兵するしないと云ふことをそんなら斷言するかと申せば、之を申すことはそれは斷言出來ない狀態である、又之を言ふことは種々なる點に於て不得策であると云ふ意味を申したので、長く居るやうな意思を以て申したのではありませぬで、又陸軍當局と外務當局との間に相違がありはしないかと云ふことでありますが、浦潮に於ける司令官の談話等に御引證でありまするが、是は浦潮に於ける司令官は如何なることを申したのか實は唯今の御演說に依つて始めて拜承いたしたやうな狀態でありますから、どう云ふことを申したと云ふことは深く存じませぬけれども、何れに致しましても是は中央政府の命令に基くものでありますから假令司令官は如何なることを申して居るとも、中央政府の決定次第で致すのでありますから、彼の地に於ける司令官の談話等は强ひて茲に政策上に影響を及ぼす問題と御覽下さらぬで宜しからうと思ふ、而して今日に於て外務陸軍或は相違いたして居りはしないかと云ふ御懸念もありますが、以前は知りませぬが、今日に於ては左樣なことは毛頭ありませぬ極めて圓滿に相談を進めまして熟議の上に……西比利亞ばかりではありませぬ、對支問題に付きましても其他の問題に致しましても極めて圓滿に進行いたして居るのであります、假令陸軍の屬僚と外務省の屬僚との間に意見を異にして居ることがありと致しましても、當局大臣の間には極めて圓滿なる熟議の上執行いたして居ります、此點に於て世間にも往々左樣な誤解を致して居る人もありますから、廣澤君の御質問を好機會と存じますから、今日左樣なことは更にないと云ふことを茲に明言いたして置く方が世間の誤解を解くに便宜かと思ひまして申述べるのであります、決して今日は左樣なことはありませぬ其事を詳しく申せば段々之を立證し得られるのでありますが、現在に於ては左樣な狀態は少しもありませぬ、從つて極めて統一して西比利亞問題でも其他の問題でも參つて居ります御安心を願ひたい。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 廣澤伯爵の御尋ね中聞洩しがありまして唯今其漏しましたる點に付て御答いたします、財政經濟調查會に掛けまする稅法は總て掛ける積りであります、矢張今回の改正案も整理の目的を以て掛けることと御承知を願ひます。

〔若槻禮次郎君演壇に登る〕

○若槻禮次郎君 私が政府に質問を申上げたい事柄は衆議院に於ては既に屢々問答のあつたことであるのであります、又當院に於ても既に言及せられたる事柄でありますが、政府の御答でまだ十分に了解しない所があるのであります故、豫算の審査を始めますに先だつて今一應政府の御意見を伺つて置くことが必要であると存じまして、茲に聊か御尋をするのであります、事柄は五つばかりの事柄に亘つて居るのであります、大正九年度の豫算を見ますと云ふと一般會計だけでも歳出が十二億七千五百萬圓以上になつて居るのであります、今迄に例のないやうな多額の歳出をするのでありますから、是には財源が足りないと云ふことで之を補ふが爲に先以て二億三千二百萬圓の剩餘金を充てて居られるのであります剩餘金の財源充當と云ふことも斯樣な大なる金額は恐くは今回が始めてであらうと思ひますそれで尚ほ足りない爲に五千七百萬圓の增稅と五千四百萬圓の借金を以て其不足を補つて居つて、尚ほ足らずして減債基金の三千萬圓を崩して使つて之に依つて漸く出合を求めて居られると云ふのが來年度の財政計畫であるのであります減債基金なるものは申上げるまでもありませぬ、法律で減債基金法と云ふものを拵へたのは明治三十九年であつたと存じますが日本の豫算に於ては減債基金なるものは明治三十三年議會始つて以來常に一般の收入から必ず一定の償還資金を繰入れて之を償還すると云ふことになつて居つたのでありまする政府の財政が時に依りますと云ふと隨分困難であつて增稅に次ぐに增稅を以てすると云ふやうな場合がありましたが併ながら時の大藏大臣は常に極力減債基金の維持に努められて今日までは減債基金と云ふものが、我が豫算の上には常に存することになつて居るのであります此意味に於て減債基金を持つて居ることは日本の財政に於ては傳統的の政策であると申しても私は宜しからうと思ひます減債基金を置きますれば公債の信用の高まつて行くのであつて、從つて自然に公債の價格も維持が出來る、將來公債を募集する場合にも便宜が多いと云ふことは申上げるまでもないのでありますが、世間には減債基金は要らないと云ふやうな議論を唱へる人があります、英吉利などの例を引きまして、英吉利では元と一定の金額を必ず繰入れて置いて、其減債基金の制度を改めて剩餘金で公債の償還をすると云ふことに代へたのであるが、日本なども彼の通りにすれば宜いと云ふやうな議論を能く聞くのであります、併ながら御承知の通りに英吉利に於ては今回の大戰爭前までは公債の殆ど全部と云つても宜からうと思ひますが、大部分は永久公債でありまして、償還期限と云ふものはないのであります、之に反して日本に於ては今までは永久公債と云ふものはありませぬで、一定の期限が來れば必ず償還しなければならぬと云ふのが、日本の公債の實際であるのであります此事實に能く注意をして貰ひませぬと、輕々に減債基金なるものは要らない、剩餘金で償還さへすれば宜しいと云ふやうな議論を立てる譯には參りますまいと思ひます、殊に英吉利に於ても、今回の戰さが始つて、非常な多額な公債を募集するやうになりましてからは、更に減債基金を拵へて、拵へると云ふのではありませぬが、從來の減債基金に對して、一定の收入を必ず繰入れて、此償還を確實にすると云ふことにしたのであります、さうして債權者をして安心せしむると云ふ手段を講じたのである之を見ましても公債の信用を保つて行くのには、減債基金なるものが大切なると云ふことが御分りであらうと思ふ、又剩餘金を增加すれば宜しいと云ふ議論がありますが、日本の實際を見ますと云ふと每年秋になりますれば、大抵暴風雨があつて、誠に不幸ではありますが、年々災害がある、之が爲に復舊の費用が多い、是が何時でも追加豫算になつて議會の協贊を受けるのでありますが、其追加豫算の歳入なるものは外には多くありませぬので、常に此剩餘金を使ふと云ふことになつて居るのである、それでありますから、公債の償還を剩餘金に依ると云ふこと

は殆ど公債を償還せぬと云ふことになるのと同じことであらうと思ふ、のみならず減債基金は平時に於ては公債の償還をなして其信用を保つことになりますが、一朝事の有つたときには之を繰替へて急場の費用に充つることが出來るのでありますから、減債基金なるものは、公債の信用を確實にすると共に、一方には國家の非常資金であると言つても宜からうと思ふのであります、此減債基金を今回は潰して一般政費に使ふと云ふことになつたのでありますから、私は此點に於て甚だ遺憾を感じて居るのであります政府は或は是は一時停止するのであつて、結局は元へ戻すのであるから、減債基金は決して止めたのではないと仰せになるかも知れませぬ、併ながら一遍此傳統的の政策を破つて一般政費に減債基金を使ふと云ふ端緒を開きます以上は、餘程有力なる大藏大臣が出られるにあらざれば迚も各省の要求を退けて減債基金を復舊することは出來ぬであらうと思ふのでありますから、政府は一時限りであると申されるけれども、今回の計畫の結果私は減債基金は廢止せられたものに結局歸著しはせぬかと云ふことを恐れて居るものであります、今回の計畫に依りますと減債基金の復舊どころでない、或は最近に於て更に大なる増税をせられぬければ、迚も此計畫の實行は出來ぬかと疑ふのであります、申上げるまでもなく、歳入の見積りを致す場合に世間の不景氣の極度に至つた時に見積りを立てます時には、それから後に自然増收の割合に多く出ると云ふことは是は期待することが出來るのであります、之に反して世間の景氣が好く、政府の歳入の多い時を目安にして歳入の見積りをして置きますと云ふと、此後に於ては大なる自然増加を期待することが出來ぬのである、今回の大正九年の豫算なるものは其歳入の標準はどこに取られましたか、一々のことは此に申上げませぬけれども、多くは大正六年七年八年と云ふやうな世間の景氣が非常に好くて、從つて政府の歳入の大變好く取れた時が標準になつて立てられて居るのであります、それから申すと云ふと、左樣な高い標準を以て出來て居る歳入の見積りの後には大に自然増收を期待することは出來ませぬ、場合に依ると反動期に入りましたならば、歳入の或ものは或は減少するものがあるかも知らぬと思ふ位であります、一方歳出の側を考へて見ますと云ふと、繼續費を此大正九年度の年割額に當りますものは物價騰貴の爲に其費用が見積つて増加してあるのである、併ながら大正十年度以後のものに付ては此見積りがしてないのである、繼續費の年割額だけで申上げても、大正九年度には海軍の軍備充實費だけでも七千五百萬圓以上の物價騰貴の爲め増額があるのである、それならば大正十年以後の繼續費が金額如何であるかと云ふと、大正九年度の年割額に較べて減じて居らない、寧ろ多くなつて居る、其多いものに對して、物價の騰貴を見積ると云ふことになりましたならば、餘程な増額をせぬければ此實行は出來ぬと云ふことにならうと思ひます、唯今總理大臣の廣澤伯爵の御問ひに答へられるに、御答辯の中に大正十年以後の繼續費に付ては三割だけ増加してあると云ふことを仰せになりましたが、それは恐らくは今回追加せらるゝものだけであらうと思ひます、從來から既に繼續費になつて居るものは二割の増加もないのであらうと思ふ、縱し二割の増加があつた所が、今年の狀況を御覽になると迚も物價騰貴に應ずるものでないのである、況や追加外の元から存じて居つた繼續費に付ては、此二割すらも斟酌はないであらうと存じますから、さうなると云ふと大正十年以後に於ては、歳出の上に於て、まだ〱是では到底足りない、餘程な増額をせぬければ此財政計畫は實行が出來ぬと云ふことがあり〱と見えて居ると思ふのであります、現在の文明國に於きましても軍事費と社會政策の費用是が國費を膨脹せしめる二大原因であると言つても宜しからうと存じます今回提出せられた豫算を見ますと軍事費に付ては可なりに大なる金額が見積つてありますが、社會政策の施設としては殆ど見るべきものが無いのである、併ながら世界の潮流と云ひ、日本の國民の自覺と云ひ、若くば我國に於て社會政策の實行と云ふことを餘り緩漫に附して置くことは出來ぬ時になつたと存じますするから、日本の財政の前途は之が爲に又非常な歳出の増加を要することであらうと思ふ、一方に於ては歳出の見積りが極く宜い時を標準にしてありまするから、其後の自然増收の期待が洵に少い場合である、一方に於ては當然増收して置かなければならぬ歳出が増してない、而して大に財源を要する事柄が前途に横はつて居ると斯う云ふのでありますから、此財政計畫の前途には餘ほど財源不足を見て居るものと私は考へて居るのでありますす、それ故に政府でも減債基金の復舊をすると言はれるけれども、其復舊は來年頃即ち大正十年に之を爲されると云ふやうな事柄でもあれば、それは或はさう出來ると云ふことであるかも知れませぬが、元へ戻すには今から五年先きだと云ふのでありますから、五年先きのことは殆ど本當の見込が附かぬのであります、其五年先きに始めて戻すと言はれる、其五年先きに戻すと言はれる前に、前申上げたやうな事情がある以上は、政府が此處で復舊すると言はれても私共は如何さま左樣であると云ふ考は起りませぬに付て、此に第一に御尋をしたいのは政府は今回の財政計畫を實行せらるゝに付き、近い將來に於て更に歳入の増加を圖らるゝと云ふことが見越してあるのでありまするか、どうでありまするか、即ち増税を矢張り近い將來に於て行ふと云ふ御考を有つて居つて、今回の計畫を御立てになつたのでありませうか、どうでありませうか、而して併せて我々は洵に大切であると考へて居りますが、減債基金は復舊すると仰せになりますけれども、それに付ては確信を御持ちになつて居るや否や、是はどうぞ簡單でも宜しうございますが、其據ろを明にして斯う云ふ譯であるから前途は歳入の増加を圖らんでも宜い、斯う云ふ譯であるから必ず減債基金は復舊になるものだと云ふことが明に分るやうに御答辯を願ひたいと思ひます、第二は公債政策に付て御尋を致したいのであります、此度の計畫に依りますと云ふと、公債を財源として計畫せられた事業が澤山あります、日本の交通機關其他の設備に至つては整うて居りませぬ故に、出來るならば成るべく速に是が整頓を圖ると云ふことは私共の望む所であるのであります、又斯樣な事業の爲に、經濟界を壓迫せずして公債を募集することが出來まするならば、公債を財源に充てゝ成るべく是が完成を早く圖ると云ふことも、亦別に異議のない所であるのであります、が唯物には程度と調和があるのでありますから、程度を超え、調和を失つての計畫でありまするかと云ふと、目的は宜しくあつても其伴つて生ずる弊害なるものは恐るべきものがあるやうに考へますので、今回政府の立てられた財政計畫に依つて此儘公債を募集して行かれたならば、果してそれが程度を超えないもの、又他の經濟事情と調和を保つて行くものであるでありませうか、之に付き疑を有つて居りますから之を御尋したいのであります、大正九年に新たに募集せなければならぬ公債が三億四千萬圓あるのでありますそれから年々凡そ一億六千萬圓づゝ公債が募集せられぬと云ふと、今回政府の立てられた計畫は實行が出來ぬのであります、今大正十四年まで、即ち六年間の公債の發行額が、年々どれ位にならうかと云ふことを見るが爲に、此間に期限が來て償還をせなければならぬ又公債がどれだけあらうかと云ふことを調べて見ますと云ふと、多い時には二億五千萬圓、少い時でも一億五千萬圓の公債の償還の期限が來るのであります、政府は減債基金を廢められたのでありますから、此償還の期限の來るものを償還する事が出來ぬのであります、それでありますからどうしても是は借換へなければならぬ、借換へると云ふことは矢張り公債を募集することでありまするから、前に申上げたるものと、唯今申上げました借換へるものとは、共に公債募集高になるのでありますさうなつた所で大正九年から大正十四年まで年々どれ位な公債を募集せなければならぬかと見ますと云ふと、大正九年が三億七千萬圓、大正十年が二億千九百萬圓、大正十一年が三億三千九百萬圓。大正十二年が三億二千八百萬圓、十三年度が三億六千百萬圓、十四年度が三億八千百萬圓、斯う云ふやうな具合に年々三億圓から四億圓の間の公債を募集せぬければ、政府の計畫は實行が出來ぬと云ふことになつて居るのであります、此九年から十四年までの金額を合計して見ますと云ふと、六年間に公債を募らなければならぬものが二十億圓になるのであります、私は此には臨時國庫證券と云ふものは省いて勘定をして居る、是は臨時國庫證券は之を貸してある、貸した金は戻つて來るから財源がある故に此事は除いて宜からうと思つて省いてありますけれども、併ながら臨時國庫證券を以て露國の大藏省證券などに應募して居らるゝものがありまするが、それ等のものは私は迚も期限に元金が返つて來やうとは思ひませぬから、さう云ふものは矢張り固定して居るものと見て矢張り期限に至つたら借換を要するとする、左樣なる金額は凡そ三億圓あらうと思ひます、さうすると大正九年から十四年……

〔副議長侯爵黑田長成君議長席に著く〕

迄の間に公債を募集せなければならぬ總ての金額は二十三億圓程になるのであります、之を實行なさる

成算が政府には十分ありまするかと云ふことを伺ひたいのであります、唯今大藏大臣は大正十四年に期限の到來する四分半利附英貨公債に付ては、是が始末を附ける準備を有つて居る、其頃までには多分其金額は三億五千五百萬圓位になるであらう、預金部には外債を三億八千萬圓ほど有つて居るのであるから、此金で振換へて募集したなら其始末が付くから安心であると云ふことを仰せになつた、是は洵に戰爭に依つて日本の對外の貸借關係が宜くなつた結果でありまして、私共も頗る喜んで居る所でありますが、三億五千萬圓を除いて、あとの十七八億圓の金だけは、政府はどうしても是が遂行を爲すと云ふ御成算を有つて御出でになるであらうかと云ふことが御尋したいのであります、是まで募集になりました公債、即ち大正八年に政府が募集せられた公債は、私共は豫算を協贊するときには公債と云ふことでありましたから、矢張り三十年なり四十年なり五十年なりの期限の相當な長期の資金を求めて、事業の資本に充てらるゝことゝ思つて居りましたが、事實は三年若くは五年期限の、公債と名づけてありまするけれども左樣な短い資金を借りて居らるゝのであります、大正八年度とか七年度とか云ふやうな景氣が宜しくて市場に資金が澤山ある、寧ろ資金がだぶついて困ると言はるるやうな時に尙ほ三年或は五年の期限で公債を募集せらるゝ以上は、是から先き反動期に至つて市場の資金が左樣に澤山にない、潤澤でないと云ふやうな時になつて、是よりもより長い期限で資金を調達せらるゝと云ふことが出來るや否や私はどうも餘程之を疑つて居るのであります、若し是が長い期限で募集が出來ぬで矢張り三年とか五年とか云ふ期限で募集なさるならばそれだけの金額は前に申上げた二十三億圓と云ふ金額の上に、もう一つ又更に加つて其借替をせぬければならぬことになるのでありますが、其點に付ても政府に御成算があるのでありますか、凡そ資金を調達すると云ふ事柄に付て金さへ手に入ればそれで宜しいと云ふことでありますれば、それならば或は容易いかも知れませぬ、大正元年或は大正二年の頃には鐵道の資金を六箇月或は一年で調達して居つたことがあるのであります、斯樣な調達の仕方では鐵道資金を調達したと言はうと云ふならば、それならば或は此計畫の實行は出來るかも知れませぬが、半年或は一年と云ふ期限で鐵道資金を調達して居つた大正元年二年の頃はそれが爲に經濟界は非常な不安を感じて、其爲にどれだけ經濟界が前途如何になるかと云ふことを見て居つて難儀したかと云ふ事柄は私が此處で申上げないでも世間の人の記憶に存じて居る所であります、公債財源で以て政府が計畫を御立てになれば是はちやんと長期の資金を得て、是だけあれば事業の實行が出來ると云ふ御見込が付いて居つて、それで御計畫になるものと思つて居りますが、此度は二十億圓からの募集をせぬければならぬ計畫を茲に御立てになつたのでありますが、之に付ては政府に於ては能く長期の資金を調達して、而かも是だけの資金を調達するに付て民間の事業資金を壓迫することなく、又今後は地方の府縣に於ても市町村に於ても色々の事業の爲に公債を募集するのでありませう、昨今唱へられて居ります所の都市計畫などの如き、是はどうしても金がなければ出來ぬのであります、其金はどうしても公債を募集すると云ふことに行かぬければなるまいと思ひますが、さう云ふ事柄は前途に澤山あるのでありますが、之と伴つて二十億圓、二十三億圓の公債を六年の間に募集なされると云ふことに付て政府にどう云ふ御成算があるのでありますか此點に付て明瞭なる御說明を願ひたいと思ふのであります、第三に御尋ねしたいのは矢張り在外正貨の事柄でありまして、廣澤伯爵の御尋になつたものと牽聯は致して居りますが、私の御尋する事柄は方角はまるで違ふのであります、廣澤伯爵の述べられました通り今日は政府が十億圓ばかりの正貨を有つて居られるのである、而して是は全然外國に於て御有ちになつて居るものと思ふのであります、其中廣澤伯爵も申された如く三億五千萬圓でありますか四億圓位は預金部で有つて居ることであると存じますから、一般會計に於て有つて居るものは五六億圓であらうと思ひます、其五六億圓の金を正貨で外國に一般會計の有つて居る、即ち國庫金五六億圓のものが茲に固定して居ることになるのであります、戰時中外國貿易なり或は航海事業なり、誠に日本の爲には外國から金を儲けて來る事業が盛んでありまして、それが爲に日本の對外貸借關係國際貸借關係が受取勘定の方が支拂勘定よりも多くなりましたに付ては大變外國から資金が這入ることになつたのである、其場合に私共は成るべく此這入つて來る金を暫くの間は外國に放資して置いて國内に通貨の膨脹するやうなことにならないやうにしたいものである、さうすれば其結果として物價の騰貴も左程大なる騰貴を告げんで濟むからと云ふことを考へて常に之を主張して居つた者でありますが、若し私共の述べるやうなことが行はれて居りましたならば物價の騰貴も今日の如くにはならなかつたらうと思ひますが、之と共に政府の國庫金が固定すると云ふことも今日の如く大なる額には上らなかつたのであらうと思ひます物價のことは後程更に御尋したいと思ひますから、私は此處では此國庫金の固定して居ることに付て御尋ね申したいのであります、唯今國庫金で正貨を有つて居られると云ふのは國庫に剩餘金が澤山ある、其の外剩餘金とまで言ふことが出來ぬでも國庫に這入つた金で暫く使はんで居る、使ふ時の來ることが未だ暫くは來ないと云ふやうな金で以て此五六億圓の在外正貨を御有ちになつて居ることであらうと存じますが、是だけの餘裕のあるときは是で宜いのであります、併ながら剩餘金は今既に財源に入れて使はれむとして居られる、又國庫に這入つた金で暫く遊んで居ると云ふのでも決して引當てのない金でありませぬから、是は追々に使はれて行くのであります、さうすると云ふと國庫の側には支拂元が段々少くなるから、何かの金で是だけの支拂元を作らなければなりませぬが、五億圓六億圓と云ふ國庫金が固定して暫く使はれぬと云ふものになつて居りましたならば、其時には國庫ではどう云ふやうにして支拂をなされるのでありますか、恐らくは大藏省證券を發行して其仕拂元を作らるゝことでありはしないかと存じますが、今回の戰爭前、まだ政府の有つて居つた在外正貨が餘り多くない時に於てすらも、國庫金が固定して居るが爲に大藏省證券を多額に發行する、それが爲に民間の經濟界を壓迫すると云つて、財政經濟に對する壓迫なりと云つて非常に非難のあつたこと、是も亦今から五六年前のことでありますから能く御承知になつて居ることであります、在外正貨が少い時ですら左樣であつたのであるから、是が五億圓六億圓と云ふやうな大なる高である場合に愈々之を使はなければならぬと云ふ場合には、政府はどのやうにして之を使用する金に御替へになる御考でありますか、之に付て政府の御計畫成案を承りたいと思ひます、續けて御尋をして置きたいのは此度會計法を改正して國庫の制度を改め金庫制度を變へて預金制度になさると云ふことであります、是は誠に結構なことで、私共此改正に付ては全然贊成を致して居る者でありますが、愈々預金制度に變つたときには此在外正貨になつて居る國庫金なるものは政府は矢張り其儘日本銀行に御預けになるのでありますか、どうであるか、若し之を其儘御預けになると云ふことであれば之に對して構はずどん／＼と切手を御發行になるのであるかどうか、是も併せて伺つて置きたいのであります、其關係から經濟界には餘程の影響が起るであらうと思ひますから、其事柄も併せて伺つて置きたいのであります、第四には物價に關係する事柄であります、物價が騰貴してそれが爲に國民は生活に脅かされて居る、それから種々な影響が惹起つて誠に心配に堪へないと云ふことは先日來當議場に於て多くの方から御述になりましたから、私は此所では繰返して此事は申上げませぬ、唯今日此國民が物價の騰貴に苦んで、何とかして是が調節をして貰ひたいと云ふ聲が高い時に於ては、政府は必ず之に對して何等か政府の御考のある所を國民に云ふて御聞かせになつて適從する所を知らしむることと私共は思つて居りましたが、過日總理大臣の御演說に於ても一言隻句之に言ひ及ぼされない、又衆議院に於ては成るほど是が問題になつて質問もありましたが、又是が政府と意見を異にして居る者との討論をする問題にまだなつて居らぬことでありますから、然る以上は本日の大藏大臣の御演說中には必ず政府の御抱負のある所を此處に御述になつてさうして國民に向つて能く政府の意ある所は此所であると云ふことを御知らせになることであらうと私は期待して居りましたが又今日も一言半句大藏大臣は之に御言及にならぬのであります、廣澤伯爵に促されて始めて總理大臣なり大藏大臣なりが物價のことを御述になりましたけれども、誠に其御述になる所は要領を得ぬのであります、私の議席は遠うございまして、總理大臣の御演說は今日の場合に限らぬのであります、先達て以來から半分しか聽えぬで餘ほど實は注意して聞いて居りますが、總理大臣の御話は聞えぬのであります、先ほどの御答辯も聞えないのであつた、それ故或は繰返して御尋するやうになつて相濟みませぬが、どうしても私にはまだ政府の御意思のある所が分つて居りませぬ、續いて此で

何つて置かなければなりませぬ、殊に私が最も失望いたしたのは、過日阪本君の質問に對して大藏大臣が物價問題は大藏省の所管ではないのである、それは農商務省の仕事であつて大藏省には輸出輸入の制限とか、其の他稅法改正のやうな時には相談を受けるけれども、其の外には大藏省は物價のことには關係はないと云ふ御答辯をなされたのでありますが、是が私は最も失望して居る所であるのであります、物價の騰貴に付きまして私共は大藏大臣の御努力を最も望んで居るのであります、其大藏大臣が物價の問題は自分の所管のないと云ふことを仰せになるに至つては殊に心細く感ぜざるを得ぬのでございます、今日物價の高いのは色々の原因があらうと思ひます悉く其原因を擧ぐると云ふことになつたならば數限りもないことであらうと考へますが、併ながら私共の見て居る所に於ては、其原因の中で重なるものは何と云うても通貨の膨脹と物資の缺乏と云ふことであらうと思ひますそれ故に今日物價の問題に付て何とか調節をせねばならぬと云ふことになります以上は、物資の充實に努めると云ふことは無論でありますけれども。それと共に通貨の膨脹を抑制せねばならぬと思ひます通貨の膨脹を抑制し之を收縮すると云ふ事にも色々な方法がありませうが併ながら有餘つた金を外國に放資する、或は爲替資金を國庫及日本銀行以外から調達すると云ふことは、是は並に日本銀行の金利を相當に引上げると云ふやうな事柄は、どうしても此通貨の膨脹を抑制しやうと思はるるならば、實行しなければならぬ事柄であらうと思ひます、私共は此事柄を兩三年前から唱へて居るのであります、其當時に於ては之を實行せらるゝことに於てさうまでもむづかしくはなかつたのであります、又之を實行せらるゝならば其効驗も必ずや現はれたと考へて居るのであります、今日は物が極端である。

〔議長公爵德川家達君議長席に復す〕

我々の云ふことを一向御聞にならずして、通貨の膨脹に任せて段々と通貨をして今日のやうな大なる膨脹の狀態を呈せしめられた爲に、今日では通貨の抑制をしやう、通貨の抑制をしやうと云ふことが容易でないことになつて來たのであります、種々の手段を施されても其實効が現はれることは以前とは今日は餘程其實効が現はれることが薄くなつて來たと思ひます、所謂病膏肓に入つて仕舞つたから、少々の藥の盛り方では病が治らぬと云ふ所まで今日は押及んで參つたと存じますが、併ながら物價の調節をしやうと思へば、通貨の收縮をしやうと思ふならば、殆ど私は唯今申上げたやうな所にあらねばならぬと自分では考へて居ります總理大臣は物價の問題に付て屢々此演壇に御立になつて物價を調節しやうと思へば、外國貿易を禁止しなければならぬと云ふことを屢々御述べになつたのであります、物價を調節するに付ては外國貿易を禁止しなければならぬと云ふのは、どう云ふ意味になるのでありますか、私には能く分らぬのであります、或は外國貿易を止めたならば、物資が多くなるから、それで物價の調節もせらるゝと云ふ御考であるのでありませうか、それでありますれば、今日まで外國に輸出しない品物が大變高くなつて居ると云ふ事柄に付ては總理大臣は如何に之を御覽になつて居るかと云ふことを伺はなければならぬのであります、殊に總理大臣の御言葉を裏切る事實は今日輸出を禁出してある品物が米でも麥でも雜穀でも。さう云ふやうに輸出が禁じてある物價を調節するには外國貿易を禁止しなければならぬと云ふのが總理大臣の御考であるのである、今日米なり麥なり外國の輸出は禁じてあるので、輸出を禁じてありながら今日の如く高くなつて居ると云ふことは、是は總理大臣の御言葉を直接に裏切つて居る事實ではないかと思ひます、阪本君の質問に對して總理大臣は外國貿易を此儘置くと云ふと金や銀が這入つて來ると云ふので、金や銀が這入つて來ると云ふことはどう云ふことでありませうか、恐らくは外國から資金が這入つて來るから通貨が膨脹する、それ故に物價が騰貴すると云ふ結論でありはしないかと思ふのであります、さうしますと總理大臣も亦今日の物價騰貴は通貨の膨脹が其一原因をなして居ると云ふことを御認めになつて居るものと申さぬければならぬのであります、唯今の總理大臣は物價の調節に付ては政府は切に努める積りであると云ふことを仰せになつて居る、物價調節を大變御希望になつて居る、物價の調節を切に御力めになる總理大臣が通貨の膨脹が物價騰貴の原因であると云ふことを既に御認めになつて居る以上は、通貨の收縮をすると云ふことは、總理大臣は無論御贊成であらねばならぬと私は思ふのであります、然るに世間には總理大臣は通貨收縮には、反對であると云ふことを申されたと云ふ新聞記事を傳へて居るのであります、是れは恐らくは傳へて居る者の誤であらうと考へますが、併ながら物價を調節するには、外國貿易を禁止しなければならぬと云ふやうなことを、屢々繰返される、通貨を收縮するのには何も貿易を禁止せんでも、其の他に幾らも方法があるにも拘らず、外國貿易を禁止しなければ物價の調節が出來ぬと言つて、生絲でも若し輸出を禁ぜられたら大變だと云ふ心を直ぐに起させるやうに、人を嚇かすやうな奇矯な言葉を以て常に當議場に於て御答辯になる所を見ますと、どうも通貨の收縮と云ふことには餘り御熱心でない、寧ろ御反對であるのではなからうかと云ふことを其反面から窺はざるを得ぬのであります、先ほども申上げた通り私の議席には總理大臣の御言葉は洵に聽きにくいのであります、併し此の物價の問題は前に申上げました、通り生活の問題、國民の休戚に關する問題でありますから、どうぞ是が問答其他の事柄は何所までも眞面目に、それと共に何所までも明瞭に致したいと思ひます、極く頑固……模稜、意味の解らぬやうなことで此問題を葬り去ると云ふことは、それは國民に對して親切ではないと思ひますから、それ故に是は左樣な遠廻しのことでなく、極く直截に、明瞭に、總て大切な此問題は政府が國民に御說明あらむことを希望いたすのであります、先達て江木君が物價問題を色々御尋になる場合に於て、金利の問題のことを御尋になつた、通貨の收縮をするのには色々の方法がありますが、前に申上げます通り日本銀行の金利を引上げると云ふことも其一つの方法であるのであります、之に付て江木君が御尋になりました所が、總理大臣の御答辯は、其他の問題に付ては私の議席から聞きますと云ふと何時でも要領を得て居りませぬが、此問題だけは實に要領を得た答辯を爲された、金利の引上げだけは政府は反對である、斯う云ふことをはつきり御述になつたのであります日本銀行の金利引上げだけが物價調節の方法ではないのであります、併ながら是も亦通貨を收縮する一方法である以上は、之に限つては政府は必ず反對だと仰せになるのはどう云ふ譯でさう仰せになるのでありますか、又大藏大臣は阪本君の質問に對して金利は日本銀行の總裁が定めるものであつて、大藏大臣が極めるものではないと云ふ御答辯を爲されたのである、如何にも金利は日本銀行で極めるのであります、併ながら、日本銀行の金利の引上なり引下なりに付ては、大藏大臣の認可を要することになつて居るのでありますが、それで大藏大臣は大藏省はちよつとも關係がないと云ふことを仰せになるのでありませうか、大藏大臣は金融を所管して居られる大臣であるのであります、金融を調節すると云ふことは金利だけではいけませぬ、併ながら日本銀行の金利の如何と云ふことが金融に大關係のある以上は、金融と云ふことを所管して居られる大藏大臣が日本銀行の金利に付ては、餘り關係のないやうな御態度を御執りになると云ふことはどう云ふものでありませうか、固より金利の事柄は市場の大勢に依つて定まることであります、又市場の大勢は是は日本銀行の總裁は能く注視して見て、誤らぬやうにせなければなりませぬ、併しそれと共に大藏大臣も能く市場を注視なされて、適當の時機に於て適當に金利の定まるやうに舵を取つて御出にならなければならぬと思ふ、それが日本銀行の總裁が申出でるまで大藏大臣は金利のことは一向御頓著がないと云ふやうな態度を執られて、歷代の大藏大臣の執つて居られた態度と全然異つた態度を執られると云ふのはどう云ふ譯でありませうか、大藏大臣が今日の物價の騰貴に付て一向構はぬ、此儘で構はぬと云ふ御考ならば、是は別問題であります、併ながら今日の物價騰貴は生活の問題に關係する重大な問題であるから、何とかせぬければならぬと云ふ御考がありますならば、歷代の大藏大臣が總て勉強したことを此現代の大藏大臣のみが之に關係なさらぬと云ふことはどう云ふ御趣意であるのでありますか、大藏大臣は金利の引上は物價調節の爲にするものではない、是は市場に警戒を與へる爲にするものである、斯う阪本君に御答になつたのであります無論市場を警戒する爲でありませうが、市場を警戒すると云ふのはどう云ふことであります、市場を警戒して資金を餘り濫用せぬやうに、資金の使用を節せしめやうと云ふのが市場警戒と云ふことであらうと思ひます、資金の使用を節すると云ふことはどう云ふことになりますか、それか即ち通貨の抑制になるのである、從つて物價騰貴を自ら是で抑制して行くと云ふことになるのでありますが、それだけの關係のある

此金利の問題を之を誠に輕いものの如く仰せになつて、それは日本銀行の總裁のやることで、大藏大臣は日本銀行の總裁が申出たら初めて之を聽いて見るものだと云ふやうな御態度を御執りなることは私は誠に理解に苦しむ所であります、若しそれならば、大藏省の官制の中に金融と云ふ事項の掲げてあるのはどう云ふ譯であります、金融と云ふ事項を掲げて金融のことは大藏大臣の所管であるとして置いて、而して日本銀行の金利のことは大藏大臣は全然日本銀行に御一任なされてあると云ふことであると、大藏省の所管事項の中に金融と云ふことの掲げてあると云ふことはどう云ふことであらうか、ちよつと私共には分らぬと云ふことになるのであります、通貨は膨脹してある爲に物價が騰貴して居るばかりではありませぬ、此膨脹からして、通貨を土臺にして、之を勘定に入れて、此狀態の下に種々な事業を企て、今日では稍々事業の濫興、投機の頻發と云ふやうに言はれて、今日では既に大藏大臣は此壇上に於て投機を戒め、奢侈を戒め、投機をせないやうにと云ふことを段々仰せになつたが、是が恐らくは反動期に至つて非常な茲に經濟上の動搖が生じてはなりませぬからと云ふ御心配だらうと思ひますが、此反動期に於ける動搖の大きくなるのも、小さくなるのも、此通貨の問題に付て大藏大臣が努力なされると否とで、極つて行く問題であります、單り物價の問題だけではありませぬが、左樣な色々な方面に亘りますと私の質問が長くなりますから、其方面のことは申上げませぬ、物價の問題に付ては總ての事柄に付て如何なさるかと云ふことを御尋するのが是が當り前であります、併ながら當議場に於ては既に種々なる方々から此問題に付て御問ひになつて居り、又或は此後に於ても物價の問題に付て御尋になる方があるであらうと存じますから、私は物價問題に付ては總ての點に亘つて政府の施設を御尋すると云ふことを致しませぬ、廣く御尋しますと云ふと、御答辯がどうしても要領を得ないことになりますから、問題を限つて、制限をして御尋を致しますから、それ故に制限した問題に付ては又明瞭な御答辯を願ひたいのであります、それは前に申上げました通貨の膨脹は物價騰貴の一の原因をなして居ると云ふことを政府は御認めになつて居りますかどうか、と云ふことであります、是は原因であると云ふことを御認めになつて居ないと云ふことを仰せになれば、それだけで、もう其以上は私は御尋をしないのであります併し是は原因の一であると云ふことを御認めになつて居ると云ふ御考でありますならば、其次にはそれならば政府は通貨の膨脹を抑制すると云ふ御意思がありますか、どうか、と云ふことを御尋したい、是も御通貨膨脹を抑制する意思がないと仰せになればそれで其以上は御尋ね致しませぬけれども、それは其意思ありと、斯う御答になれば、第三段としてはそれならば是迄なされたことは御問ひ致しませぬ、今日以後通貨の膨脹を抑制する爲に政府はどう云ふことを爲されむとなさるのでありますか、其方法を御說明を願ひたい、斯う云ふやうに御尋をして、問題を唯通貨の問題に限つて、其代りに此問題に付てだけは、政府の御考のある所をはつきり御答を願ひたいと思ひます、最後には、私矢張り西比利亞の問題を御尋したいのであります、是は極めて簡單に御尋を致すのであります、西比利亞出兵の目的、即ち戰爭の目的は當初は「チェック、スローヴアック」の救援と云ふことであつた、此の事柄は一昨年の中に私は目的を達したと思つて居るのであります、現にそれ故に昨年の豫算總會に於ては、目的は既に達したやうでありますか、矢張りあすこに兵を駐めて居られるのはどう云ふ譯合でありますかと云ふことを御尋したのでありますが、其時には西比利亞の秩序を保つ必要があるから、矢張り兵を駐めて置くと云ふ御答がありました、即ち戰爭の目的は變つたのであります、所がまだ今日迄も兵を駐めて置かれて而かも半個師團の増員迄も御實行なさると云ふことになつたのでありますか、之に付て當議場で段々御尋のあつたのに對して、政府は又々「チエック、スローヴアック」を救援するのであると云ふことを仰せられたのであります、それに又外務大臣は附加へられて烏蘇里地方には朝鮮人が多く居るから、それ故に日本の兵を置かぬければならぬと云ふ事を仰せられたのであります、さうすると西比利亞に於ける戰爭の目的は一年半ばかりの間に三遍變つたと云ひませうか、四度變つたと云ひませうか、屢々變つて居るのであります、一國が外國に兵を動かすと云ふ場合には、內外に向つて誠に能く分つて居る理由がなければならぬと思ふのであります、一年半の間に三度も四度も變更をするやうな、誠に不徹底な理由に基いて、我が忠良なる臣民の貴重なる血液を西比利亞に流させ、並に數億圓と云ふ國庫の金を費すと云ふ事柄は、私共の實に忍ぶことの出來ぬ所であります、過日坂本男爵が總理大臣に對西比利亞方針を御尋になつた場合に、總理大臣の御答は對西比利亞問題、對西比利亞方針を決めるには、對露方針を決めぬければならぬ、聯合國……英佛等はまだ對露方針に付て十分に決めて居る所がない、是と協調を保つ所の日本も亦對露方針が立たぬのである、從つて對西比利亞方針を立てゝはつきりと茲に說明することは出來ぬと仰せられましたのであります、英佛等が對露方針を立てゝ居ないと云ふ事柄は、私は見方が違ふのであります、英佛の對露方針は屢々變つたやうには思ひます、變つては居りますけれども、常に方針を立て此方針で兵を動かす、此方針で撤兵をする、此方針で兵器を供給する此方針で商賣の路を開き掛ける、皆私は方針が定つて居ると思ふ、決して英佛の對露方針が定つて居らぬとは思ひませぬが併ながら是は見解であります、各人の見解で外國のやり方は自分は斯う見る、總理大臣はさう御覽にならぬと云ふことは、是は見解の相違でありますから私は御尋をしないのであります、英佛の對露方針が決らぬと日本も亦決める譯にいかぬと云ふ御言葉は是は私は驚いて聽いて居つたのであります、協調は何所までも保たなければならぬが、併ながら日本には、どうしても日本だけの一つ決つた方針がなければならぬのでありますが、英佛の對露方針の定まる迄は日本の對露方針が定まらぬと云ふことは、私共誠に驚いて之を聽いて居りましたが、唯今他の事柄に付て總理大臣は自主的、自衞的方針を持たなければならぬから、外國は撤兵しても、日本は撤兵せぬと言はれた、其趣意は何だか自主的外交を持たなければならぬと云ふ風に伺つたのでありますので、それはさうなければならぬと思ひますが、過日坂本男爵に答へられる時に、英佛の對露方針が定まらぬから、日本の對露方針も定まらぬ、從つて對西比利亞方針が定まらぬと云ふことを御答になつたのは、私共は誠に之に對して遺憾の事柄である、國民としては誠に不幸なる政府の言明を聽くものであると考へる次第でありますが、是は何れ豫算總會等で改めて伺ふ機會があらうと思ひますから、此席上では伺ひませぬ、唯總理大臣の坂本男爵に御答になつた所に依つて、政府の對西比利亞方針と云ふものが十分に定まつて居ないと云ふことが分つたのであります、それは分りましたけれども私共は實に之を悲しむ者であります、日本の將卒を西比利亞の寒風に曝し、多額の國帑を費して居りながら、方針が決つて居ないと云ふことでありましたならば、國民として實に心細いのであります、私共苟も外國に兵を動かさるゝ以上は、方針が決り、戰爭の目的は決り、何所までも正々堂々と國民に向つて政府の御意嚮の在る所は忌憚なく說明するところの話でない、國民が尋ねんでも機會がありさへすれば、斯う云ふことでやつで行くからと云ふことを仰せられてこそ國民は勇んで身を捨てゝ西比利亞の曠野にでも、何んでも行くのでありますが、政府では方針が決つて居ない、而かも國民に向つて說明をなされと言へば、まだ言へぬ、まだ言へぬと云つて、何時も仰せにならぬ、仰せになる時は、もう兵を引く時であらうと思ひますそれでは國民は自分の父兄を殺し、子弟を死なしめて居るのに、何の爲に左樣なことをせぬければならぬと云ふことがちつとも分らぬと云ふことになるのであります、此問題は私は今日の日本の問題として一番重大な問題であると思ふ、日本には目下重大な問題は少くありませぬが、西比利亞問題ぐらゐ重大な問題はないと思ふのであります、此問題は唯今申上げる通り大體の國の外國に對する關係、國の國民に對する關係からも必要でありますが、併ながら能く徹底したる戰爭、目的なしに兵を御動かしになると云ふと、私は此軍隊の紀律に關係するだらうと思ひます、日本の軍隊の如き紀律の嚴肅なる軍隊は世界に其比を見ぬと思うて我々喜んで居りますが、一朝此紀律が龜裂を生じましたならば、實に恐ろしいことになると思ひますが、若し左樣なことがあつたならば大切なる問題を常に國民に御隱しになると云ふことからして是が私は起ると思ふのであります、過日廣澤伯爵の御尋に對して政府は答へぬと仰せになつたから、此以上御尋するのは無理であるかも知れませぬが、併ながら問題が重大である國民は政府の說明を待つて居るのであります、どうか聞きたいと言つて居るのでありますから、其切なる事情に鑑みられて、今一遍御考慮になつて、私は政府が本回の議會の開會中に西比利亞の兵を撤する、撤すると云ふことを、政府は永久には置きはせぬ、「チェック、ス

ローブアック一の教授の目的さへ達すれば戻すと云ふ初めの宣言であるから、何時かは戻すのであると云ふやうな事である、是に實に不眞面目なる御答辯である、我々の問うて居るのは、我々も西比利亞に永久に駐屯するものとも何とも思はぬ、戰爭の目的を達したら戻ると云ふことも知つて居るのでありまする、今はもうさう云ふことを言うて居るに及ばぬ、もう撤兵せられる時であるのである、撤兵にも兵を引揚げられるに付ても、二箇月か三箇月は要するのでありませう、明日直ぐ兵を引くと云ふことも出來ぬか知れませぬが、極めて兵を引くと云ふことは、今日もう必要である、爲されなければならぬ時であると思つて居るのに、永久駐兵する譯でない、何時かは是は戻すだらうと思ふ、是は實に私は不眞面目な御説明と思ふ、國民は左樣なる説明を聞きたいで茲に議場を通じて政府に質問するのでないのであります、それ故にどうぞ私の御尋する問題と廣澤伯爵の御尋になつた所とは同一でありますから、今一遍政府は御考になつて、此點に付てはつきりした御答辯を御與へあらむことを希望いたします、附加へて御尋ね申上げますが、農商務大臣は衆議院の豫算の本會であるか、分科會であるか、それは私は今明にして居りませぬが、豫算會に於て、物價の問題は大藏省の所管であると云ふことを御述になつたと云ふことが新聞に書いてあります、官報の附錄でありませぬから分りませぬが、それ故に茲に御尋ね致しますが、農商務大臣は斯樣なことを衆議院の豫算會に御述になりましたか否やと云ふことを一つ伺つて置きたいのであります、それから又此度高田師團の殘留部隊を西比利亞に派遣するに付て、政府は亞米利加に協議をせられて、亞米利加の同意を求めたが、亞米利加が容易に答をせぬが爲に一箇月以上も遷延をしたと云ふことに、世間には言ひ傳へて居るのでありますが、此事は事實でありますか否や之を併せて伺つて置きたいのであります。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　御答いたします、第一問は近き將來に増税する見込なるや、減債基金を復活する見込が確かであるか、茲に躊躇する減債基金の必要を述べられ、他に英吉利の如く、英吉利に於て一時行はれたるが如く、年々の剩餘金を以て公債を還せば宜いと云ふ論には自分は承服が出來ないと云ふ話である、是は御同感である私も嘗て剩餘金で公債を償還すれば宜い、減債基金に置く必要はないと云ふことは嘗つて言つたことはない、そこは何も説は違はない、唯觀察の違ふ點は、今日減債基金を三四年間中止するが爲に、日本の公債の信用が落ち、公債募集にも今後の支障を來たすであらうと云ふ御懸念がある、其點に付ては私と非常に觀察を異にするのである、今日は内外共に日本の公債が減債基金がない爲に信用が落ちると云ふことは私は認めないのであります、公債募集の困難は日本政府の信用がない所以にあらずして、他に原因があるのである、故に減債基金を今日四五年間繰入も中止をするが爲に、我國の信用が落ち、即ち公債の信用が落ちると云ふ點に於ては不幸にして若槻君と見を同じうすることが出來ない、それから歳入の見積りに於て反動期が來た時分には自然増收はさうはなからう、又將來物價も今日の見積りよりは騰貴するであらうそれのみならず、將來社會政策等種々我國に施さねばならぬ事柄が多い爲に、將來の政費は益々膨脹するであらう、それらの用意が更にないやうだ、斯う云ふ御懸念のやうである、勿論將來のことは是は能く誰もはつきり分るものぢやありません、若槻君も五年先きのことは分らぬと仰しやつた通り、將來の事を確かに豫言する事の出來ないのは單り若槻君のみならず、私も御同樣である、唯今日の豫算編成に當つて將來に増税する見込であるのか私は今日の豫算を編成したるに當つて他に何等か必要なる事が起つて來れば兎も角、此九年度に於て掲げたる事を實行するに當つて更に増税する必要が起ると云ふ事は認めて居らぬのであります、又減債基金は必ず十四年以後に復活する事の確信があるのが、成算があるのかと云ふ御尋であるが是は今日確かに有るのであります、有る故に法律に於て此四年間中止をすると云ふことを定めるのであります、一たび之を崩したならば、餘ほど有力な大藏大臣でなければ、各省の要求を拒んで此減債基金を復活することは出來なからうと云ふ、是は或はさうかも知れませぬけれども左樣な微力な大藏大臣が將來出るとも私は考へて居らぬ、故に此第一點に付きましては九年度の豫算に計上したる事項を實行するに當つて、それが爲に今後増税を要すると云ふ見込は今日ないのであります考も無いのであります、はつきりと是は御答いたします、又減債基金の繰入は確に復活する確信があるのであります、第二の點は公債政策、是はまあ段々是から發行すべき公債、又既發行の借換をせねばならぬ期限の到來、それ等の公債を今後數年の後には斯々の巨額になる、之を實行するの成算があるか、斯う云ふことです、若し今日にして來るべき公債はいつ幾日に幾らで起す、又借換のものはいつ幾日にどうして借換へると云ふことが大藏大臣として將來を計つてきちんと人と約束した如くに行はれるやうならば、大藏大臣は骨が折れない、而して其非難の點はだ、公債と云ふものは一體長いものであるべきもので、短期の公債を出して居ると云ふ御非難だ、是は若槻君は海外の事情にも明るい御方であつて、獨り我國のみ公債は長いものでなければならぬと云ふ御議論は受取りにくい譯である、是は市場の狀態に依つて、國家の爲に長期のものを發行するのが有利なりと認むる時は是は長期のものを發行する、併しながら長期のものでなければ、發行出來ないと云へば、公債財源に依つて行ふべき仕事は出來なくなる公債は物好きに發行するのでない、已むを得ぬ必要があつて募集するのである、何としても償ねばならぬものである、其時に於て短期の公債を發行するが國家の爲に利益なりと見て短期のものにするのである、强ひて是は長期にする必要は無いのであります是はどこの國でも執つて居る所の政策であります、又其非難の一つとして今日の如く戰爭の影響を受けて最も景氣の好い時に於て既に長期の公債の發行が出來ない、今後反動期に至つて、不景氣になつたら尙更發行が出來なからう、斯う云ふ御觀察である、是も少し違ふ、何れの國に於きましても、製造工業斯樣な事業に國民が熱中して居つて、而かも其事業の好景氣、配當も多い、斯樣な時代に於ては兎角人心は地味な公債などには氣が向かないのである、却つて不景氣になつて下手なものに放資するよりは先づ公債が安心だと云ふやうな人氣になつて、初めて長期の公債を發行し得る狀態が現はれるのである、必ず景氣の好い時に長期の公債が發行し易くして、不景氣の時に發行しにくいと云ふことはない、寧ろ不景氣になつて人が眞面目になつて、公債などに放資することが多くなると云ふことは從來御承知の英吉利あたりに於て「パブリック」の公衆の氣合の動くのは斯う云ふ風になつて居る、であるから好景氣の時に長期の公債の發行が出來ない、今後不景氣になつたら尙更出來ないと云ふのは[illegible]實際とは違ふかつて居る、それから第三は[illegible]を有つて……五億圓内外の在外正貨を有つて、是が海外に固定して居る、そこで若し此金が入用な場合には大藏省證券でも出すいか、斯う云ふ御尋のやうであります、此今海外に政府が有つて居る正貨は恰も若槻君などの御希望の謂はゞ海外放資と同じ結果を見て居るものである、而して是が固定と云ふことは如何なる意味に言はれたか知らぬが、政府は常に入用な場合に於て速に回收の出來る方法に於て之を使用して居るのであります、故に國庫が金繰上在外正貨を使はねばならぬ場合に至りましたならば、其必要な高は或は爲替に依り、或は正貨を持つて來て用の足りるやうになつて居ります、既に今度九年度の豫算に於きましても剩餘金を一億數千萬圓繰入れることになつて居ります、併し是までの經驗に依りまして非常な五億なぞと云ふやうなものを一時に海外に在るものを取寄せねばならぬと云ふやうな必要は起らない、矢張り必要があれば、漸次に取寄せることになつて居ります、決して固定して居ると云ふことに付ては御心配が無くて宜からうと考へます、それから預金制度、今度會計法を改めまするに付て金庫制度を……金庫を廢して、預金制度にした、然らば政府の有つて居る五億六億と云ふやうな多額の在外正貨は其儘日本銀行に預れるのか、果して然らば非常な金融界に變動を來たすではないかと云ふ御心配、是は御尤もな御心配、併し海外に有つて居ります所の政府の在外正貨は普通——預金としては日本銀行に預入れないのである、是は依託預金である、依託預金として居る、故に政府の指圖に依つて之を使用して行くのである、決して正貨準備等に之を入れることは出來ないのである、從つて內地の金融界に之が爲に變動を起すと云ふことは無いと御承知置きを願ひたい第四は物價の問題である、是は頗るむづかしい困難な問題である、色々御説がありましたが、どうも其御席が遠い故か私が此處で聽いて居りました總理大臣の答辯なすつたのを餘ほど違つて御了解になつたやうだ、誤解があるやうであります、それは併し私は此に辯ずるの必要は無いと思ふ、唯阪本君の御質問に對し私が物價のことに付ては大藏大臣の關する所でない、農商務省所管であると、斯う言

つたやうに御話でしたが、それはさうでない、物價が金融に關する點に於ては無論大藏大臣其責任があるのであります、併ながら種々の政策に付きましては此政策を編出する所のものは大藏省に非ずと云ふ意味に於て御答をしたのである又豫算を御紹介いたす演說中何等物價のことに及ばぬと云ふ、失望したと云ふ御話でありました、是は直接物價とは申されませぬけれども、詰り今日の勞働問題、經濟問題に於て非常に我國は困難であるが、之に付ての方針として生産の助長を根本方針として、國民の自制と相俟つて徐に其効果を收めなければならぬと云ふことを申したのは、即ち此物價のことを含んで居る、それから此外國の貿易に付ても是は屢々總理大臣も言はれて居る通り、結局此今日の物價騰貴は單り日本のみならず世界的でありまするが、日本の物價騰貴の主なる原因は畢竟は海外貿易の發展及海外の事業、邦人が海外に於て事業を營む、其發展に歸する南洋方面に於ても種々の農業等の事業を企て海運事業も貿易も總て此海外に關する所の取引關係、商賣關係、さう云ふことからして我國に於て事業が起り物資の需要も盛んになつて來た、是等が即ち大なる原因である、故に一般の物價を世界の物價に關係なく單り我國に於て之を低くして置かなければ、勢ひ此大原因となつて居る海外の關係のことを抑制するより外に途がない、斯くしては之に勝る害があるからして、さう急激なことは出來ぬと云ふことが總理大臣の言はれた趣旨のやうに私は聞いて居りました若槻君は今日になつては中々容易に手を下しても著しき効能がない初めより自分等の說の如くにして居つたならば、今日に至らなくつて濟んだだらう、其證據には何等海外に輸出も何もしないのに高くなつて居るではないか、輸出を禁じた物も高くなつて居るではないか、斯う單純に御議論をなさるのでありまするが、假令海外に輸出しないものでも海外の貿易關係からして、賃銀なり、原料なりが高くなると云ふことは免れないことで、さう單純なものではない、複雜して居るのである、產業上のことは……故に外國へ出ることを禁じたら直ぐに其物がそれだや廉くなるが、併し今日の賃銀が高く、賃銀は單り外國へ出るものは高い外國へ出ないものは高くない賃銀と云ふものは斯う區別して世の中はなつて居らぬ、一例を申しますれば生絲は御承知の通り高い、從つて今日は桑を作て得るだけの收益がなければ煙草を作らぬと云ふ現狀になつて居る今日である、是は煙草を作るよりも桑を作ると云ふ方が利益ならば農業者は其益のある方に行くのは尤もなんである、併ながらそれでは煙草の供給が足りなくなるから昨年の十二月一千二三百萬圓の補給をして五千町步の煙草を作らなければならぬと云ふことを現實經驗したのであります、さう云ふ風に色々互に因となり原となつて複雜して居る狀態でありますから、御話の如く輸出を禁じたら此物は下がる輸出のないもの……外國關係がないものは下がりさうなものだと云ふ譯に往かない、それで兎角此金利だけに付て御話でありまするが、金利のことに付ては、先日も申した通り少し誤解があられるやうでありまするが、私の言ふのは物價を引下げる爲に金利を引上げる、其直接の目的の爲に金利引上の政策を執ることに付ては私は同意が出來ぬ、斯う云ふ意味なので、それで金利の如きものは、或る時代の大藏大臣は日本銀行の調査其他から考へた其意見に反して强ひて己の意見に從はしむると云ふ考で金利の引上げ或は引下を强要したことがあるかも知れませぬ、私は左樣なことはしない、先つ金利金融關係のことは、兎に角中央銀行が一番是は調査も怠らず、又見る所も廣く、單り內地のみならず外國の市場の樣子をも常に觀察をして、さうして最善を盡すと云ふことは、是は大藏大臣としては此中央銀行なる機關を信じなければならぬ、是が金利を引上げるとか、引下げるとか云ふ時には必ず大藏大臣の認可を得ることになつて居るのであります、其時に必ず其事由を聽取をするので而してそれが尤もなりと認むれば之を認可するのである、大藏大臣が差圖して金利を上げるとか下げると、斯う云ふことはしないと云ふ意味なんであります、又物價に關しては……金融上に關しては金利ばかりが大切なものでない、常に銀行が貸出す所の其貸出方に依るのである、此貸出が放漫に流れゝば遂に投機心も盛んになる、さうすれば從つて要らざる通貨も外に出る、斯う云ふことはさせないやうに警戒をさする、金利引上と同樣に常に銀行の貸出に付ては其方針を指導すると云ふことは中央銀行の任務である、此事に付ては中央銀行のみならず、大藏大臣も常に注意をして居る所であります、是は表に現はれることではない、金利の如く世の中に公表すべきものでない、そこで其意味でありまするからして金利引上政策に依つて一般的に通貨の收縮を計らむとせば、其增發の主要原因たる對外的の發展を抑壓して、さうして此方面を萎縮せしめにやならぬ、斯の如き政策は將來の此各國經濟的競爭の深刻なるべきに鑑みて我が產業政策の大局に關して、決して策の得たるものとは私は考へて居らぬ、そこで通貨の事に付て約めての御尋は、通貨の膨脹を物價騰貴の原因と認めるや否や、是は屢々私は申して居る通貨の膨脹は或は物價の……物資の需要が之を喚び起し又喚び起された通貨の增加が物資の需要を喚び起す即ち生產の方に向ふ、是は互に原因をなすものである、而して物價を定めるものは獨り通貨のみに非ず常に種々の事情が原因となつて、此物價と云ふものは自ら定まるのである、併ながら通貨と物貨との關係は互に因果をなして居るものであると云ふことはもう是は七八年前から私の唱へて居る說である、それでありますから、通貨の膨脹が原因であると認めるならば、通貨の膨脹を抑制するや否や、不必要な通貨の膨脹は抑へると云ふのが私の取つて居る政策である、今後と雖も其政策に變りはない、そんならば如何なる政策を取つて居るかと云ふ事は茲に述べずとも大抵是まで私が色々の機會に於て發表したことで御了解の出來ることゝ思ひます、餘り長くなりますから茲に止めて置きます。

○議長(公爵德川家達君) 若槻さんに申上げますが今農商務大臣が衆議院の委員會に於て云はれたことに付て御尋があつたやうでありますが、其際農商務大臣は退席されて居られましたが、今漸く茲に出席されましてございます、便宜上農商務大臣に對する御質疑をもう一應そこで御述になつた方が宜からうと思ひます。

○若槻禮次郎君 それなら爰から申述べますが、農商務大臣が衆議院の豫算會で豫算會と申すのは總會であつたか分科會であつたか、ちよつと私は審に記憶いたしませぬが、豫算會に於て物價の調節のことは大藏省の管轄する、所管である、斯う御述になつたと云ふことが新聞の記事にあつたのであります、官報の速記錄で見たのではありませぬ、爰で御尋するのはさう云ふことは事實でありませうか、どうでございませうか御尋するのであります。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 唯今の若槻君の御質問に御答いたしたいのでありますが、若槻君の議席は遠方で聞えないと云ふ御話でございます、常に私の演說が若槻君に徹底しないと云ふことは甚だ遺憾に存じます、併し所々御聞になつたものと聞えまして、御質問になられて居りますが、明瞭に聞えなかつたと見えまして皆間違である、私は唯今御答いたさうと考へますが、是れも果して御耳に達するや否や分り兼ねます、若し十分に御耳に達しませぬければ、速記錄で十分御覽下さるやうに願ひます、それで其の御聞になつたと云ふ中に物價調節を根本的にやるとすれば、外國貿易を禁止するより外ないと云ふことを私が申したと云ふことでありますが、是れは言葉の相違のやうでありますけれども、事實も相違いたしませう、私は外國貿易が物價騰貴の最大原因、種々原因もありませうが、最大原因は外國貿易にある、即ち輸出超過の結果經濟界に膨脹を來たすのである故に所謂根本的政策を定めやうと云へば外國貿易を制限する外なからうと申した、制限と禁止とは僅の違ひのやうでありますが、事柄に依つては大變な相違を來たしませう、多少外國貿易に制限を加へたら根本的調節が出來やうが、其代りに經濟界に急激なる變動を與へて俄に不景氣を來たすやうな、極めて不利益な結果を見るであらう、故に左樣なる結果、即ち俄に經濟界が攪亂を致して不景氣を來たすやうなことのない範圍に於て物價調節を政府は努めるやうに、俄に効果は見えないとも、此方針を取るより仕方はないと申したのであります、さう御了解がなかつたら、さう云ふものと茲に御了解を願ふより致方はありませぬ、又其引證された中に色々ありましたが、今大藏大臣より既に答辯して盡きて居ることでありますから、重ねて此事に付て彼是申しは致しませぬ、大藏大臣の答辯を以ちまして……若槻君は御質問と云ふよりは御議論の一箇條である外國貿易を若槻君は禁止する、私は制限と申したのであります、若槻君の云はれるに外國貿易を禁止しなければならぬと云ふことであれば、經濟界の攪亂を來たし物價が低落すると云ふが、現に穀物を禁止して居るではないか、而して尙ほ穀物の價は下がらぬではないかと云ふ、斯う云ふ御議論でありますが、是は演說が徹底しない、誤解でありますか、どうでございますか、知りませんが、實は甚だ不思議に私は思ふ

のであります、現に此前の相場でありましたが、米價の高いと云ふことは、比較の問題である、外國と日本と比較するならば日本は非常に廉い、外國の産地の半分もして居らぬ、非常に廉い、日本の米穀は……併し內地だけで申せば以前廉かつた時よりは非常に高いのである、故に此低廉を圖ると云ふ以上は種々なる方面に注意をしなければならぬ、即ち米のみを下げやうと云ふことは內地の現在では不可能であるから他の物價の問題も調節しなければ米のみが下がるものでないと云ふことを申したのであります而して若槻君の御議論に依つて更に辯明を致しますれば斯様になります、外國の米は高いのである、日本の米は廉いのである、半價もしない産地の……玆で若も輸出を止めませぬければどうなりますか、日本の米を高い市場に賣ることになりませうと思ひます、米も一種の貿易品でありますから、米の輸出を止めぬければ日本米を高い市場に賣るかも知れませぬ、其時は日本米の米價はどうなりますか、今日の價額では迚も置かれぬことは常識を以てすれば分りませう、どれだけ騰貴するか分らぬではありませぬか、即ち是等は輸出を禁止して居る結果として外國の産地より半分以下の値段で米の値を保つて居る、之を何等の効果ないと云ふことは、御議論としては兎も角事實としては甚だ相違した御議論と云はなければなりませぬ、其外色々ありますけれども、兎に角十分に御聞取りなされなかつた所がありましたならば、能く速記錄を御調べを願ふより仕方がありませぬ、それから西比利亞の撤兵問題に付て國民が大變惑うて居るやうな御說でありますが、私は屢々政府の所見を公表いたしましたが、今日に至つて國民は惑うて居らぬと私は思ふので、國民が此點に於て惑はないと考へまするけれども、併し國民が大に迷うて居ると云ふのは若槻君の御見解でありますから致し方ないので併し其中に先般阪本君かどなたかの御質問に答へた言葉に斯う云ふ事だけが御耳に達して居つたと見える、何れにしても列國は、西比利亞の問題を決めやうと思へば對露問題を決めなければならぬ、對露問題は何れの國に於ても決定して居らない故に日本も亦對露問題を決定しないと云ふやうに御聽取になつたものと見えて、そんな筈はないぢやないか、列國共に兵を出せば出す方針である、引けば引く方針である、物資を供給すれば物資を供給する方針であると云ふ、其通りである、撤兵する、併し物資を供給するのは平時で、出兵する、撤兵する……（聽取し難し）如何なる方針かと云ふことをどこの國に尋ねても「レニン」政府、反過激派政府を如何にするかは、どこの國も定めて居らない、是等のことは私が申上げました、併ながら列國は定めて居らないのに日本が定めて置くと云ふ譯でありませぬ、事情斯の如きであれば對露問題は今日容易に決められぬ狀態で、日本も列國と共に左様なる境遇に居ると云ふことを申したのである、それから對露の……西比利亞の兵を何れの日にか引揚げる位の話は誰でも知つて居る、そんなことを言ふならば不眞面目だ、左様申せば極めて不眞面目なる答辯であると言はれますが、私は左様に申したのではない、西比利亞に出兵いたした根本の問題は大正七年八月二日の宣言に依つて明瞭であるから、之に付ては何人も議論のない話で、眞面目か不眞面目かは是は問題にならぬ、分り切つたことであります、撤兵する、しないと云ふことは今日の問題でなからうと云ふ解釋、斯様に申した。今日撤兵すると云ふことを明言する、しないと云ふことが問題であらう、其根本の問題は分り切つて居る、斯様に申したのを恰かも根本の問題だけ御耳に這入つて甚だ不眞面目なことを言ふと云ふ御叱りである、根本問題は誰も議論がない、今日決定するや否や之を明言するかしないかと云ふことは今日西比利亞問題は極めて混雜したる狀態で、今日明言することが出來ぬ、明言することを不得策とする、斯様に申したので、又昨年は西比利亞の「チェック、スローヴアック」の救濟……救援の目的を達したと言つたではないか、今日はまだ達しないと言うて屢々變ると云ふ御議論である、そこだけを御聽きになれば其通りで混雜した問題になります、さりながら昨年に於て政府は「チェック、スローヴアック」の救援の目的は達したけれども秩序を維持する爲に今日尙ほ列國と共に西比利亞に駐兵いたして居らぬならぬと斯様に申したのである、其次第はどう云ふ次第でありまするか、「チェック、スローヴアック」は初め西比利亞を經過いたして浦潮其他から乘船して來る積りでありましたが、併し日米其他から兵を出して通路を開くことを決めた、通路は開けた此通路が開けたと云ふことを申せば救援の目的を達したやうになります、當時段々西比利亞の兵を此反過激派……（聽取し難し）「チェック、スローヴアック」の方と力を協せて東に歸るべきに西に向つて行き、どうしても「オムスク」政府は餘程鞏固なるものとなりかけた、段々此西に進んで近い中に「モスコー」に達しはしないかと云ふ情況であつた、其時に「チェック、スローヴアック」は東に出でないで西に向いて、西の「アルハンゲリスク」でありまするか、あの邊から本國の方に歸ると云ふ情況に立到りました、斯う云ふ情態で「チェック、スローヴアック」を救援した形になつたので、尙ほ此秩序の維持をしなければならぬ、若しあの時に「チェック、スローヴアック」は西の方に參つたからと言つて西伯利亞から兵を引揚げましたならば、又西伯利亞で蜂起をするでありませう、さうして反過激派の兵と云ふものは中央で包圍に陷らなければならぬ情況は素人でも分つて居る、故に列國と共に其兵を駐めて置いたので、然る所「オムスク」政府は……「チェック、スローヴアック」は西に歸る所を又東より歸らなければならぬことに立至つたのであります、歸らうとすれば過激派に立斷られて非常に進退に困難になつた、玆に於て日本よりの守備兵は力を極めて「チェック、スローヴアック」を救援する、一番最初に決めた目的であります、東より歸つて行く方に唯今努めつゝあります、斯様な狀態であります、昨年申した所と今日申す所と何等別に相違も無ければ政府の方針を二三にするものでないと云ふことは、是は事實を御了解になれば直ぐ分ることである「チェック、スローヴアック」の有様は左様であります又日本があすこに駐兵いたして居るに付ては廣澤君に御答したやうに、餘所のやうに單純には行動が出來ないのである、今日の狀況に於て之を直ちに撤兵をするとかしないとか云ふことを申す譯には行かぬ根本的に申せば無論思ひ切つて私は永久に土地を占領するのでないと云ふことは何人も分つて居る、問題はそこに非ずして今日の問題なりと私は解釋するので、今日は左様なることを明言するまでに到着いたして居らない、其理由も亦詳しく申上げられぬ次第であります、それから高田の半師團を送りましたことに付て亞米利加と協調いたしたか、それが爲に協調いたしたかと云ふ御尋でありまするが、是は其通りであります、元と日米協調の上に兵を出しましたから、更に西伯利亞の狀態が一變いたして、列國と共に相當なる處置を取らなければならない事體に達しました、日米協商の精神に基いて亞米利加と交渉いたしましたのであります、其狀況では、とか致さなければならぬ、少とも其兵を増すと云へば日本で増さなければならぬ、斯う云ふことを申込んで亞米利加は之に對して相當なる返事を致して、自分の方には救援のことは將來共に一緒にやつて兵は引きたいと思ふと云ふことで、其御尋になるまでもなく全部亞米利加より返事が參りまして殘らず先般新聞紙などに公表いたした、是は御一讀下されば分ります

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣（山本達雄君）　若槻君に御答を致しますが、先日衆議院の豫算分科會に於きまして、下岡君より此物價調節の中の米のことに付て再三應答がありまして、其翌日は賴母木君より此物價に付て是では唯枝葉末節に付て應答をして居るが、實際は通貨の膨脹如何に物價は在るものと思ふか御前の御說は如何と云ふことであつたのにあります、そこでありまする故に通貨の收縮如何と云ふ如きことは大藏大臣より答辯をした方が適當と思ひます、同じ內でも夫々關係の省がありまする故に、それは大藏大臣に御聽き下さつた方が宜しい、私より御答をすることは御免を蒙つた方が却つて宜しいと思ひます、斯う云ふ御答を致しました。

○議長（公爵德川家達君）　此場合本院規則第五十二條に依りまして延會を宣告いたします、明日午前十時より開會を致します、本日は是にて散會。

午後四時十分散會

○大正九年二月十七日（火曜日）

午前十時七分開議

議事日程　第十五號

第一　**公爵毛利元昭君、男爵古市公威君、成淸信愛君請暇の件**

第二　**大正九年度歲入歲出總豫算案並大正九年度各特別會計歲入歲出豫算案審査期限を定むるの件**

第三　**豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件審査期限を定むるの件**

第四　**臨時軍事費豫算追加案（第一號）審査期限を定むるの件**

第五　函館控訴院の移轉に關する法律案（政府提出　衆議院送付）第一讀會

第六　大正二年法律第九號中改正法律案（政府提出　衆議院送付）第一讀會

第七　大正八年法律第五號中改正法律案（政府提出　衆議院送付）第一讀會の續（委員長報告）

○議長（公爵德川家達君）　是より諸般の報告を致させます。

〔書記官朗讀〕

昨十六日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

大正八年勅令第四百七十八號（承諾を求むる件）特別委員會

委員長　伯爵林博太郎君

副委員長　高崎親章君

國債償還資金の繰入を爲さざることに關する法律案特別委員會

委員長　子爵前田利定君

副委員長　仁尾惟茂君

本日第二部に於て決算委員鍋島桂次郎君の補闕選擧を行ひしに其の結果男爵山內豐政君當選せり

○議長（公爵德川家達君）　是より本日の會議を開きます。

○子爵本多忠鋒君　唯今より決算委員第一分科會を開きたいと思ひます、同分科擔當委員の退席許可を願ひます。

○議長（公爵德川家達君）　本多子爵の退席要求は許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○若槻禮次郎君　昨日……

○議長（公爵德川家達君）　まだ日程に入つて居りませぬ。

○若槻禮次郎君　左樣ですか。

○議長（公爵德川家達君）　議事日程第一、公爵毛利元昭君、男爵古市公威君、成淸信愛君請暇の件、毛利公爵病氣に付き會期中、古市公威君病氣に付き十七日間、成淸信愛君病氣に付き九日間の請暇でございます、何れも許可を致して御異存ございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　是より昨日に引き續きまして豫算に對する質疑を許します、若槻禮次郎君。

〔若槻禮次郎君演壇に登る〕

○若槻禮次郎君　昨日質問いたしましたに對して政府の御答辯を伺つたのでありますが、私の伺ひました所の御答のない所もあるのであります、又御答のあつた所に付いて更に疑を抱いた所もありますので極く簡單に其點をもう一遍伺ひたいのでありますが議席から申上げても宜しうございますが、ちよつと箇條がありますから、此所に出まして質問を致さうと存じます、第一に御尋をした財政の前途に付ての御考へは唯私の御尋したことに對して斷言をなされただけである、前途に付て歲入が不足して居ると思ひますが、それはどう御覽になつて居るか、國債整理基金は復舊すると仰せになるけれども、復舊は出來さうもありませぬが、何か之に對して確信を御持ちになつて居るかどうか、其據り所を示して御答を願ひたいと申上げましたが、唯大藏大臣は歲入は不足せぬ、國債整理は復舊すると斯う仰せになるのみであります、殊に國債整理基金は……減債基金は復舊すると仰せになる、之に付てちよつと理由らしいものがあるのでありますが、それは今法律案を出して居る、それは整理基金繰入を暫くしないと云ふ法律を出して居る、之に年限が附いて居る、それだから復舊は確かだと仰せになりますが、私の御尋するのは實質論であります、斯樣な形式論ではないのであります、法律にはさうなつて居るかも知れぬが、繰入の時は其期限を延せば直ぐ變るのであります、其事を伺ふのではないので、事實復舊が出來るのでありますか、どうか、斯う云ふことを伺つたのでありますが、此點は唯今申し上げた通り唯斷言なさつたのみで據り所を御示になりませぬが、大藏大臣は是は意見の相違だと斯う仰つしやいますから、さう御覽になつて居れば到底御質問した所が御答を得る譯はあるまいと思ひます、此點は此以上私は御尋ね申しませぬ、第二の公債政策の御答は、是は御答を得て益々私は不安を感ずるのであります、大藏大臣は公債を募るには其時の模樣に依つて、短期で募るが都合が好ければ短期で募る、長期として募集するのが便宜なれば長期にして募集する、それは當り前であるから短期にするのも長期にするのも時の事情である、斯う云ふやうな御答でありますが、是は公債を募らなければならぬことが決つて居つて、どうしても是だけの資金を求めなければならぬと云ふことが決つて居つて之を調達する時に、市場の模樣が是は長期のものは調達が出來ぬから已むを得ず短期にして資金を調達して置いて、さうして經濟界の變つた時に之を長期に借り直す、斯う云ふことにすると云ふ御論であれば、是ならば能く分るのでありますが又決つて居つて是非資金を調達しなければならぬ場合は左樣するの外はないのであります、資金は要る市場は惡い、斯うなつた時にはどこにでも長期で資金を調へやうと言つた所がそれは出來ませぬから、左樣な場合には短期で資金を調達して置いて之を長期に引直すことにするのは、それは無論でありますが併し私の御尋して居るのは是から計畫なさる其事を御尋して居るのであります、今資金を調達するの必要があるが、此問題は短期になさるか、長期になさるかと云ふことを申すのではありませぬ、政府は是から事柄を御企てなさる、御企てなさるに付て資金が要る事業であるので、此事業をやるには短い期間の金では到底いかない、鐵道を架けて是が公債を募集して其資金に應じたとしました所が、短い期限で鐵道の收益から之を償還して行くと云ふことは到底出來ぬのであります、それであるから斯う云ふ事業はどうしても長い期限の金でなければ出來ないものである、さう云ふ事業を企てる時に、始めから短い期限でやるかも知れぬと云ふので計畫なさると、其計畫を實行せむとすれば無暗に短い期限のものを發行せぬければならぬことになつて來る、市場に短期の公債を澤山發行して殆ど浮動公債のやうなものを澤山出して置きましたならば、それが爲に經濟界はどれだけ難儀をして參るか分らぬ次第であるのであります、既に決つて居るもので已むを得ずさう云ふものを出されるのですらも、餘程御考慮をなさらぬければならぬと思ふが、新に計畫を立て、左樣な浮動公債を市場に溢れしめると云ふことをなさると云ふことは、それは私共誠に其意を得ないことであると思ふから、之を大藏大臣に御尋ねしたのであります、大藏大臣はそれは當然のことだ、或る場合には短くもやる、或る場合には長くもやると云ふて、始めから物を御企てになる時から資金を調達すると云ふことに付て十分の見込を立つて居ないのを容易に此に御揭げになつたもののやうに見えるのであります、此點が私が公債政策に付て不安を抱いて居つた其の不安を大藏大臣が裏書なされたのでありますから、益々私は政府の公債政策に付て疑を持たなければならぬことになつたのであります、大藏大臣の御覽になり方では、公債募集は景氣の好い時には出來にくい、却つて不景氣の時は出來好いのである、英吉利などの實際を見ると其通りであると云ふ公債論をなされたのであります、英吉利に於ては景氣の好い時は却つて事業資金の方に金が向いて參りますから、さう云ふ時には景氣の好くない時の方が公債の募集が稍々容易に出來ると云ふ事情であるのであります、是には併し斯う云ふ事實を一つ頭に持つて居らなければならぬと思ひます、戰爭前までは英吉利の市場は債權國であります外國に向つて澤山金を貸して居るのでありますから、年々其の貸してある金の利息が澤山英吉利に這入つて來るのであります、外國から金が這入つて來ます其金を又年々何かに使はなければならぬ、景氣の好い時には是が事業資金に向いて行くが、景氣の惡い時で事業資金を使はない時には是が浮いて居るのであります、さう云ふ時には公債を募集すれば容易に出來ると云ふ事情が英吉利に於てあつたのであります、それは戰爭前までであります、日本の事情は之と同樣でありませうか日本も景氣が好かつたり不景氣を生ずることがある是は日本に於ても常に波動があるのであります、併ながら日本の景氣不景氣は輸出でも盛んになつて外國から資金が這入るとかさう云ふやうな事情で金の這入ります時には一方に事業を企てられるとか、或は大變に景氣が好いから更に又外國から輸入するとか云ふやうになつて、さう云ふ場合には其方に資金が使はれて、公債の募集がやり惡い、そんなら不景氣になる時はどう云ふ時であるかと云ふと今度は餘り事業を企てられ過ぎて資金が固定して、一方には好景氣の場合に輸入を澤山した爲に其の代金で外國へ金が出て、即ち內地の資金が缺乏する時か何時でも日本に於ては不景氣の場合であるのであります、其場合に大藏大臣は公債を募集することが容易であると仰せになるけれども、私は日本に於てはさう云ふ事情はなからうと思ふのであります、詰り大藏大臣は事業を計畫なさる時から、初めから短期の資金でも宜しい、長期の資金で經營すべき事業を計畫す

ろに付ても短期の資金で宜しいと云ふ考を以て、而して日本に於ては不景氣の時でも尙ほ公債の募集は容易である、殊に不景氣の時には公債募集が容易であろから、此先き反動期にでもなつたときは、一層公債の募集は容易くなると云ふ考を前提に置いて、今回の多額の公債に財源を置いて、諸般の計畫を御立てになつたと云ふことになつて居るのであります、此點は私共の見る所と大變違つて居る、それ故に大藏大臣の御答辯を聽いて、私は益々政府の公債政策に對して不安の念を抱くのでありますが、併し是も亦意見の相違であります、私が不安を抱くのが中れりや、大藏大臣が洵に御樂觀を爲されて居るのが中れりや、是は他日事實が必ず之を證明するのであります、此處で問答して居りました所が、到底決する問題でありませぬ、此點に付ては御尋は申上げませぬが、唯此に大藏大臣に御尋したいのは先き〳〵の事は先づ扨措いて大正九年度の公債だけは大藏大臣はどう云ふやうにして調達なさる御考でありますか又矢張り八年度に於て行はれたと同樣に三年とか五年とか云ふやうな短期の資金を以て之を御調べになるのでありまするか、或は是だけは長期の資金を以て調達すると云ふ御考でありますか、是は餘り先きのことでありませぬで、今直ぐ目前に現はれて來る事柄でありますから、之に付ては大藏大臣には定めし御考があると存じますから、此點だけは第二の私は質問として伺つて置きたいのであります、それから第三に國庫金の固定のことに付て伺ひました所が國庫金が在外正貨となつて居つても固定せぬと云ふことを仰せられました、是は固定と云ふ言葉を私が使ひましたのは惡かつたのでありませう、私が國庫金が固定して居ると言ひますのは、國庫金の一部が內地に於て直ちに使用することの出來ない狀態にあることを固定と名づけたのであります、固定と云ふ言葉が惡るければ、唯今申上げたやうな長い言葉で申しますが、內地に於て直ちに使用することの出來ぬやうになつて居る國庫金と云ふものは、是は使ふことが出來ぬのであります、內地に於て直ちに使ふことの出來ぬ國庫金と云ふのは、即ち在外正貨となつて外國にある國庫金のことであるのであります、是は內地にて使はうとしても使ふことが出來ませぬが、斯樣な外國に於て國庫金が澤山置かれて、內地では直ちに使ふことが出來ぬやうになつて居る場合に、段々剩餘金が財源になつて使はれて少くなり國庫の支拂元が少くなると云ふことになつて、此金を使はなければならぬやうになつて來ることは、是は此先き必ず出て參ります、大正九年に出て來るとは申しませぬ、大正十年に出て來るとも申しませぬ、いつ出ると云ふことは今から豫想は出來ませぬが、剩餘金が段々使はれて行けば、さう云ふやうになつて來る形勢であると云ふことは確にあるのであります、其時にどうなさると云ふことを云うたのであります、從前ならばさう云ふ場合には大藏省證券を發行して、それで內地の資金を得て使ふと云ふことになつて居つたのである、而して其の大藏省證券の發行高が戰爭前に於ては年々正貨が海外に……外國に正貨があつて、直ちに內地で使ふことが出來ませなかつた爲に、大藏省證券の發行高が一億圓以上になると云ふやうなことで、あのやうに大藏省證券を出されて、經濟界を壓迫しては困ると云ふことが戰爭前の日本の經濟界の狀態であつたのであります、さう云ふことが又今度出て來さうになつて居る、而かもそれが五億圓、六億圓と云ふ大なる國庫金が固定してあると云ふことは其の困難を一層大きくすると思ひますが、それはどう云ふ御考でありますか、斯う申上げたのであります、大藏大臣は外國に正貨を置いて居つた所が爲替で取寄せるか、現金で取寄せるから、何でもないと、容易く出來るやうな御說明であります、在外正貨が爲替なり、或は現金なりで容易に取寄せらるるものならば、今日まで在外正貨を澤山に置くのはいけぬと云ふ世間の非難があるにも拘らず、依然として在外正貨のある道理はありませぬ、疾くに是は整理せられて居つた筈でありますそれが整理せられないで、今日此通り澤山な在外正貨を見る所以のものは、大藏大臣の言はれるやうに爲替で容易に取つて來られるとか、現金で容易に取つて來られることが出來ぬから、今日の如く在外正貨が多額に上つて居るのであります、それを容易に取つて來られるから、直きに使へるやうに御考になつて居りますがさうは是は參らぬと考へますので、其點に付て愈々是は使はなければならぬやうになつたならば、どうなされるのであるか、斯う御尋したのであります、在外正貨を國庫の制度が變つた時にはどう爲されるかと云うたならば、是は矢張り日本銀行に預けるけれども、當り前の預け方をするのではない、寄託預金をするとか、何とか仰せになる、寄託預金と云ふことはどう云ふことをしますか、ちよつと分りませぬが、是は保護預けでもありさうもないやうであるが、恐らくは是は特別の預で引出すことが出來ないものになされるのであらうと思ふ、それは又引出されたならば日本銀行は堪らぬのでありますから、それで寄託預金と云ふ名前を御付けになるものであらうと思ふ、大藏大臣は既に此の在外正貨になつて居ると云ふと、內地でも容易に使はれると云ふことを御認めになつて居るのであります、而して御答辯は、何も固定して居るのではない、持つて來て使へば使はれると云ふ御說明では私共には容易に分りませぬから、此の點を今一度明瞭に御答を願ひたいのであります、此の御答辯のある際に在外正貨が外國で運用せられて居ることを以つて、若槻などが常に主張して居る所の海外に放資、海外投資になつて居るではないかと云ふことを仰せになる是れは私は洵に意外なことを伺ふのであります、私共は決して在外正貨が運用せられて居ることを以つて海外の放資などとは思ひませぬ、元來運用せられて居る金を正貨だと云ふことが既に矛盾であります併しながら是れは何も此現代の大藏大臣の時代に始めて爲されたことでも何でもありませぬので、長く斯う云ふやうな矛盾した不規則なことをやつて居るのでありまするから、是れは決して高橋大藏大臣を私は責めるのではありませぬ、併し在外正貨と云ふものが我々が唱ふる如き海外の放資だと仰せになるに至つては是れはもう少し大藏大臣は在外正貨なるものゝ如何なるものであると云ふことに御注意を今一段御拂ひを願ひたいと申上げぬければならぬのであります、唯今申上げるやうに正貨だと稱へながら、事實は運用せられて居りまするけれども、兎に角正貨と云ふことを言つて居るのでありますから事實運用せられても帳面の上では矢張り是れは正貨だとして常に取扱つて居るのであります、此點に於ては國庫のものでも日本銀行のものでも同樣であります、皆是は正貨として取扱つて居るのであります、其正貨として取扱つて居るものは、どうして日本銀行なり或は大藏省が之を手に入れたかと言ひますると、大藏省は外國で借金した爲に之を手に入れたのではないのであります、外國で此金を借りられたと云ふことであれば、內地には關係がない、是は外國にあると云ふことになりますか、[illegible]て居る在外正貨と云ふものは[illegible]係、其の國際貸借の關係に依つて[illegible]から此代金なり、其他[illegible]權利に依つて得た正貨を日本銀行なり政府なりが[illegible]を出して[illegible]して、之を有つて居らるゝのであります、それであるから海外の正貨と云ふ、其海外に[illegible]貨があると云ふけれども、其代りの金はちやんと日本の內地の中に既に通用して、即ち通貨膨脹の[illegible]因になつて居るのであります、私共が申上げまする海外投資と云ふのは內地に膨脹して居る資金を之を集めて暫らく外國に出して置かう、それには遊ばして置く譯には行かぬから、貸附けて置くなり、有價證券を買ふなり、銀行に預けるなり、どれでも宜しいが、外國に放資したら宜からう、斯う云ふのであります、今の在外正貨と云うて居られるものは私は事實運用はして居る、して居るけれども是は現金だと云ふ取扱になつて居りますから、其正貨なるものは矢張り日本銀行が兌換券を發行して內地に於てはちやんと使つて居るのであります、さう云ふやうな事で一向私共の申す對外放資してある通貨の收縮と云ふ事にはならぬのでありますから、我々の唱へて居るものとそれとは丸で反對な事である、それを大藏大臣は正貨が外國で運用されて居るのはそれは即ち若槻などが主張する所の對外放資であると仰せになるのは私は誠に迷惑であるのです私の迷惑はどうでも宜しうございますが、さう云ふやうに御覽になつて、正貨を持つて居る爲に對外放資なんと云つて、それで通貨が收縮すると考へて御出でになつては私共此物價調節の大切な時代に誠に心細く感じますから是は質問の點ではありませぬけれども、大藏大臣がそこに言及なされた故に、一言之を加へて置きたいのであります、それから物價調節の事に付き伺ひます、是には大切の事柄を御答辯になつて居ないのであります、大藏大臣は物價の事は農商務省の所管であつて大藏省には餘り關係がない如き事を仰せになつたと云うて私は甚だ失望いたしましたと云ふ事を申上げたらさう云ふ意味で言つたのでないと云ふ御辯明があつた、是は元來私が御尋したのは大藏大臣の言葉尻を咎めて之を申上げたのではないのであります、大藏大臣の御辯明は速記錄とは私は必しも一致して居ないと思ひます、併ながら速記錄を讀上げ

て大藏大臣に御尋するなんと云ふことは、大藏大臣に對して禮を失することと存じますから、私は左樣なことは致しませぬ、唯私が之を申上げたのはさう云ふ言葉尻咎める爲ではないので、今日の物價騰貴の重なる原因は、通貨の膨張であると我々思うて居るのには、其金融政策の所管廳である大藏大臣が物價のことは俺は關係がないと云ふやうな風な態度を御執りになることは、如何にも私共には不滿でありました故に、之を申上げたのでありますから、大藏大臣の御辯明は今の速記錄と違つて居るやうに私は思ひますけれども、其點は一向私は今日咎めませぬ既に大藏大臣が通貨の膨張が物價に關係すると云ふことを御認めになつて、物價調節のことに於て努力すると云ふ御決心があるやうに見えましたから、然る以上は私は其點に付ては何も速記錄と大藏大臣の御辯明の違ふ點を殊更に申上げる必要はないと思ひます、唯此問題に付て大藏大臣の御答辯の中に最も私の聞かむとする所のことで全然漏れて居りますから、是はどうしても伺つて置かぬければなりませぬそれは何であるかと申上げると、私は其問題を成るべく制限して分り宜いやうにして、而して大藏大臣の御答辯も亦極く明晰になつて分り宜いやうにしたいと云ふが爲に問題を三段に三順序にして申上げたのであります、通貨の膨脹は物價騰貴の原因と御認になりますか御認めになりましたならば是は收縮をする御考でありますか、其御考があると云ふならばそれはどうなされる御考でありますか、斯う三段に申上げた、第一段に付ては大藏大臣は通貨の膨脹は物價に對しては其騰貴の因となり果となると云うと稍々曖昧に御答になつて居るけれども、因となると云ふことを一度仰しやる以上は通貨膨脹が物價騰貴の一原因であると云ふことは御認めになつたと私は考へるのであります、通貨の膨脹を抑制することに努めて居ると云ふ御言葉は、是は此前に他の方の御質問に對しても御答になつて居る、昨日もさう仰せになつたと思ひますから、第二段の通貨收縮の意ありと云ふ事柄も、亦大藏大臣から既に伺つたと思うて、それを再び復た御問ひ致しませぬ、第三段のそれならば其通貨の膨脹を抑制なさるには如何なされるか、斯う云ふ問に對して大藏大臣はそれは言はんで置いて宜からうと云ふ具合にして、何等答辯をせずして御退りになつて居ります、是は私の聞かむとする重な點であつたのであります、それも是まで之が爲にどう云ふことを爲されたかと云ふことは先達て來屢々もう茲では問答を聞いて居るから、それも御尋は致さぬとまでは私は申して居るのであります唯私が伺ひたいのは是から後に通貨の膨脹を抑制するが爲に大藏大臣、大藏大臣と云ふよりも政府が、如何なることをなされむとするかと云ふやうな手段を茲で伺ひたい、斯う申上げたのでありますが、此御答もないのであります、是はどうぞ御答を願ひたいと思ひます物價の問題に付ては總理大臣も御答になつて居ることがあります、又西伯利亞問題に付て總理大臣から御答になつて居ることもあります、之に付ては私はどうしても總理大臣に今一應伺はなければならぬと存じますが、今日は十一時迄は御差支で御出席がないと云ふことで、此點は總理大臣が御出席になつた上で伺ふことに致したいと思ひます、農商務大臣は昨日御答がありまして、是も御辯明がありました、私は大藏大臣に對すると同じく農商務大臣に對しても、速記錄などを調査して揚足を取ると云ふことは禮を失すると存じますから、さう云ふことは一切いたしませぬ、唯茲には農商務大臣の御述になつたと云ふことに基いて申上げますが、農商務大臣は物價の問題に付て能く量と價格の問題を別別に御話になるのであります、米に付ても量の問題であつて價格の問題でないと云ふことを誠に平氣で仰せになるのであります、私共山本農商務大臣の如き經濟家の口から量の問題である價格の問題でないと云ふやうなことを聞くと云ふことは、實は少々意外に感じて居りますけれども、常にさう云ふことを仰せになるのであります、昨日は又物價の問題が衆議院に起つた時に、通貨の問題に推及んで行つた所が農商務大臣はそれは大藏省の所管だから自分はそれに答へぬ方が宜いと云ふことを言つたと云ふことは、是は日前迄で農商務大臣が仰しやつたのであります、是は先づ量の問題價格の問題と相關係して居りますか、居りませぬか、それは存じませぬが、さう云ふことを仰せになつた、農商務大臣は物價の騰貴に付ては餘程御憂慮になつて居るであらうと思つて居ります、又御憂慮にならなければならぬ筈であるのであります、物價の騰貴に付て御憂慮になります以上は、之が調節に付ても亦色々御工夫になつて適切なる政策を施すことに付て、大努力をなされぬければならぬことである、然るに今日の物價の騰貴は昨日も私が申上げた通り色々な原因があるので、決して一つであると云ふことは言へませぬけれども通貨の膨脹は其原因の中でも中々大きな原因である之を無視しては今日の物價騰貴を調節することは出來ぬと云ふことになつて居ると云ふことだけは確であらうと思ひますが、それだけの大切の問題のある通貨の問題に付て、農商務大臣ではあるけれども國務大臣である、而して物價に付ては最も御心配なさらなければならぬ山本大臣が、通貨のことは俺は知らぬと云ふやうな殆ど態度を御執りになつたと云ふことでありますが、それは如何なることでありませうか此點に付ては今一應農商務大臣の御考の在る所を拜聽して置きたいのであります

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君)　唯今若槻君から重ねての御尋でありまするが、第一に減債基金に付ては答辯を要せないと云ふことでありましたが、一言茲に致して置きたいのは今後十年以後の事柄に付きましては實は此豫算委員會に於て例年の通り概計表‥十年以後の概計表を差出すのでありますから、それ等に依つて是は御審議御研究を仰ぐ積りで私は深く論じなかつた、將來のことは皆是は假定をして若槻君は將來のことをだ、假定されてそれに依つて御自分の意見を以て懸念をせられて御質問になる、勿論先きのことは假定には違ひありませぬが、當局の根據ある調査に依つて見まするると云ふと、決して若槻君の御懸念されるが如く大正十四年に至つて減債基金の復活の出來ぬと云ふ事はないのだ、大正十三年です……大正十三年度……九年度より十年度まで之を中止しました、其十三年度に於て如何になるかと申しまするると、減債基金を繰入れる所の高は公債が其間に殖えますからして三千萬圓には止まらないので、約四千萬圓になるのであります、此四千萬圓を一般會計から減債基金に繰入れまして、尙ほ其年に於て三千八百萬圓餘の國庫の不用額を生ずるやうな計算が事實に於て現はれて居るのであります、是は固より概計表は參考に過ぎないのであります、而して是は從前の例の通り歲入に於きましては十年以後の自然增收と云ふものは見込んで居らないので、是は皆さん御承知のことであります、之を以てです、四年間繰入を中止すれば十三年度からは優に減債基金に四千萬圓餘を繰入れることが出來て、尙ほ其上三千八百萬圓剩餘があると云ふことになつて居る、それ故に私は此表に付て委しくは昨日申上げなかつたので、何れ豫算委員會に於て此詳細のことは御審議になることと考へて居ります、減債基金繰入金は三年度に於て可能なりと私が申すのは、即ち此意味で申したやうな……事情に依つて申上げたのであつて、若槻君は法律に一旦極めて置いて而して時の大藏大臣が餘程有力なものでなければ其時分には各省の要求が出て迚も減債基金を繰入れることなどは出來まいと云ふ御心配でありますが、此法律を改正せなければ此繰入を延ばす……中止……延ばすと云ふことは出來ない、何れも議會の協賛を經なければ出來ないことであります、而して又各省の要求を峻拒することは出來なくして法律まで變へて之を改むると云ふ場合には、何れも議院の協賛を經ることになりますから、其時の是は御審議に依ることだらうと思ひます、併し私は唯各省が要求するからそれを峻拒することが出來ないと云ふやうな微力な大藏大臣が將來現はれるとも思はぬと云ふことを申上げた、次に公債政策に付て御尋ですが、英吉利の戰前の狀態は昨日私が申した通り、好景氣の時代、國民の心理狀態が企業熱に驅られて居る場合よりは寧ろ不景氣の場合の方が公債を募り宜いと云ふ事は御認になつて居る、其理由として英國は戰爭前には多額の債券を外國に……植民地に於て……外國及植民地に對して持つて居る、這入つて來る金の使ひ所が無いからして應じ得る、是は一面其理由はあつたのであります、併し結局は國民の力……貯蓄力の力に依ることであります、英國は戰爭前には貿易には負けて居りますけれども——海外の放資、海運事業、保險、其他の關係に於て每年四十億圓位は外國から正貨を受けて居る勘定になる國であつたのであります、而して又其半は植民地又は外國に常に放資する國柄であつて、從つて國民の貯蓄の力は頗る大なるものであつたに違ひない、結局外國から金が這入る、這入らぬに拘らず、內國債の應募力は國民の貯蓄力と相副うて行かなければならぬ、それで我國の國民の貯蓄の力と云ふものは近年著しく增加したのであります、最近に至りましては十五億乃至二十億と……一箇年の貯蓄の力が十億以上二十億にも一箇年の力が上ぼつて居るのであります、そこで將來の公債の政

策としましては、斯の如く國民の貯蓄の力が增進して居りまする故に、之を皆政府の用に取上げる譯にはいかぬことは明であります、併ながら二億圓位のものは平均して優に國民が公債に放資する餘裕がある、先づ大體さう見て居るのであります、それ故に從來の短期國債は借替へるもの及新たに發行するもの、共に將來の償還期日を綜合の宜いやうに按排することは最も大切なる事になつて居るのでありまして、一箇年に二億乃至二億五千萬圓位償還及新規發行、借替償還及新規發行を合せて平均年に二億乃至二億五千萬圓位の程度に止むるやうに、此期日の來るやうに按排をしたならば將來此公債政策に於て差支はなからう、斯う云ふ考を有つて居るのであります、そこで此公債もです、今日では成るほど非常に多いやうでありますが、大概大正十六年では今日の事業公債の方は用を足して、其後は公債の募集を要せないと云ふことに今日の計畫ではなつて居るのであります、唯獨り永く殘りますのは道路公債でありまするが、是は年々約一千萬圓づゝ大正三十八年まで繼續になつて居ります、其他は鐵道も大正十六年を以て先づ公債事業と云ふものは是で濟むことになつて居ります、其他臺灣にしろ朝鮮にしろ、此前の公債計畫事業は今日の計畫事業では終ることになつて居るのであります。電信電話も亦其通りであります、それ故に大正十七年になりますと云ふと、今日の所では唯道路公債の一千萬圓が新規發行として殘る譯になつて居ります、是から其前に或は長期公債で整理する時代が來るかも知れませぬ、併し遲くも斯樣な公債を發行する必要が無くなる時代に至れば長期の公債發行が出來るやうにならうと考へます、併し是は將來のことでありますから何人と雖も經濟界のことはどうなるかと云ふ確たる豫言は出來ない筈のものである、それで九年度の公債調達はどうするか、是は初め短期のもので調達する考であるから今日は中々長期のものを發行することに付いては餘程の有利な條件を附せなければ長期の公債の發行は出來ませぬのであります、今强ひて長期の公債を發行しやうとすれば、從來の公債の利廻りより餘程有益な利廻りの公債を發行せねばならぬのである、すれば是れまで發行した長期の公債を持つて居る人は非常な不利益、打擊を蒙るのである、新に出た公債は從來の公債よりも利廻りが宜いとなりますれば、從來の公債の價格の下がるのは無論の話で、一面に於いては既發公債を所有して居る人達の利益をも考へ、之れを保護をもせねばならぬ、又一面に於いては今日のやうな場合に不利益な條件を以つて長期の公債を募ると云ふことは國庫の損失となると云ふことをも考へねばならぬ、而して公債を發行するには何としても其の時の市場の金利の狀態……金利に矢張り鑑みて條件を定めなければ募れないのであります、故に今日金利の稍々高き場合に於いて必要な公債を發行すると云ふのには、成るべく短期のものを以つて之れを調達して金融界が都合好く變つた時代に之れをもつと安い利息のものに借換へると云ふのは、何れの政府と雖も左樣なことを以て方針としなければならぬと私は考へて居る。實際我國が英國の如き……戰前の英國の如く海外から正貨を受取る勘定を持たなくては公債所有の力は國民の貯蓄力に在るのだと云ふことに一度御考が及んだならば、左樣に前途を悲觀せられなくても宜からうと考へます、第三は國庫金、即ち在外正貨のことであります、是は直ぐ取寄せやうとして取寄せられない形に於てある故に之を固定と言つたのだ、斯う云ふことである何を以て直ぐ取寄せることが出來ないと云ふことを御考になるのか、政府が政務上必要な豫算に依つて得た無論金でありますから、豫算に從つて段々使つて行かねばならぬことは明である、此必要に應じて政府が之を取寄せることが出來ぬと云ふことはない筈であります、勿論戰時中の如き……戰爭中の時の如き、爲替も出來ない、金塊を持つて來ることも出來ない。斯う云ふ異常な場合に於ては、是は取除け例外でありまするが、今後に於ても現在に於ても爲替なり或は金貨金塊等の形に於て之を所要に從つて取寄せることは困難でないのであります、若槻君は從來と雖も海外に金を持つて居つて、さうして持つて居ながら政府は大藏證券を發行したぢやないかと斯う云ふ仰せがありましたが、是は少しく事情が違つて居ると考へます、戰前は御承知の通り年々歳々輸入超過、我が所有正貨は減る一方である、或は時に外債を起して之を補充する必要がある位に輸入超過で苦しんで居つたのであります、而して年々政府は海外に於て支拂を要する海外の大使館等を始め其他外債の支拂等に要するものが少からずあつたのであつて、少くとも一億圓以上のものは常に政府が海外に支拂資金を持つて居ると云ふことが、必要であつたのである、又海外に於て我が公債の信用を維持し、市價を維持する爲に多少の日本の正貨と云ふものが倫敦に在ると云ふことが、彼地に普く知られて居る方が信用を維持する爲に便利であつたので、一つは支拂の爲め必要なる金高、又一つには成るべく海外に正貨が多い方が信用を維持する上に於ても宜いと云ふ、此二つの必要があつて海外に正貨を持つて、さうして內では大藏證券を發行すると云ふやうなことであつたので、今日は其時と事情が異つて居ります、今國庫金を以て所有して居る在外正貨を何程取つて來やうとも、之が爲に日本政府が公債の利息の支拂が出來るであらうか、出來ないであらうかと云ふやうな、疑を懷かせると云ふやうなことは毛頭ないのであります、又殊更に我が外債の信用を維持する爲め巨額の正貨を海外に置かねばならぬと云ふ必要も無くなつたのであります、故に今後は國庫の金繰の都合に依つて、何時でも必要な高は自由に取寄せる途があるのでありますからして、大藏證券の發行の必要が無いと私は認めて居る、又日本銀行に在外正貨は依託預金としてあると云ふことを昨日申上げた、其譯が分らぬ、と云ふ御話である、依託預金と申したのは、普通の一般的預金とは是は違ふのでありまして、政府の命令指圖に依つて、此金を運用することになつて居る、故に日本銀行が一般の普通の預金の如く、自分の勝手に之を使用することが出來ないことになつて居るのでありますから、それ故に日本銀行が之を勝手に自分の正貨準備にするなど云ふことは出來ないと云ふことを申上げたのであります、故に之が爲に日本銀行の發行權が大に增加すると云ふやうな懸念はないのであります、斯う云ふ意味なのであります、それから在外正貨を海外に放資する此政府所有の在外正貨を以て、私は若槻君などの豫て希望せらるる海外放資と云つたことは大變に違ふ、意外だと云ふことは、私は一向違はぬと思ふ、此放資と云はれたが、世間で謂ふ海外放資と云ふことはです、內地の正貨を成るべく縮少する爲に餘つた金を外へ持つて行けと、斯う云ふ意味なんです、詰り資本を海外に下ろせと云ふ斯う云ふ譯です、併し此資本には流通の資本もあり固定の資本もあるのであります、政府は一體どうして此在外正貨を置くか、國民から納めた所の租税であります、多く此租税を以て日本銀行に預金として置きましたならば、日本銀行は[illegible]ります、內地に此取つた租税を[illegible]かない、[illegible]外に於て政府が正貨なり、[illegible]なりを持つて居るのであります、是だけは[illegible]に內地の通貨の上から云へば減少を來して居ると見て差支ないと思ふ、如何となれば、假に今政府が持つて居ります所の[illegible]億なり、六億なりの正貨を悉く之を金塊で持つて來る[illegible]が出來たとするとどうです、さうして政府が之を[illegible]ほうとしました時分に、日本銀行へ、此正貨を金塊を入れて兌換を發行させると云ふことになるのですが、成るべく海外に之を置いてあると云ふと、其兌換の發行と云ふ必要が減つて居ると云ふことは茲で御諒解になるだらうと思ふ、して見れば我が資本を海外に放資すると云ふことは、長いか短いの違はありませう、けれども其効果に至つては民間の人は海外に放資するも、政府が取上げた租税を以て海外で金塊を持つたり、有價證券を持つて居るけれども、少しも其効果に於て違はない、それから物價騰貴に付て、何か速記錄と違ふ、若し違ふと云ふならば私の言ひ方が足りなかつたかも知れぬけれども、是は唯議場ばかりでない、常に私が此物價に付て卑見を述べて居ることは、色々の機會に於て現はれて居る昨日も述べた所である、昨日何も意見を變へたことでないのです、唯金融に關する通貨と云ふことに付きましては、物價に關係のあると云ふことは私は疾から認めて居るのです、初より唯物價を低くすると云ふ其目的、直接其目的の爲に金利の引上政策を用ふることは、是は同意が出來ぬと云ふことは、もう豫て申して居るのです、是は若槻君とは根本に於て私は意見が違ふのだらうと思ふ、若槻君は物價騰貴の主たる原因は、通貨を減らせば物價は安くなるものであつて、此通貨を減らすのには金利を引上げさへすれば減るであらう、斯うなるのです、私はさうなるだらうと思ふけれども、それに依つて物價を下げれば、其下げた物價の利益よりは却つて勝る所の害が起つて來るのだと云ふ私の意見なんです、併し此點は强ひて又答を要せぬと云ふことであつた、第三の通貨膨脹の抑制はして居ると云ふが、それは如何にして居るか、是はもう度々私が申したからして餘り長くなるからして、其詳細は申さんで宜からうと云つて昨日此處で止めて置いたのでありますが、

唯今のやつて居る政府の施設に付て御研究になつたら私は明に分るだらうと思ふ、或は債券發行の銀行に付ては十分に之を援助して、債券の發行を成功せしむるやうにして居る、或は政府も郵便局で毎月公債を賣出させる、是等は皆新規の施設でありまするが、皆相當に成績を擧げて居るので、又一方に於きましては郵便貯金の奬勵を宣傳する、或は一方に於ては銀行家をして貸出の方針を誤たないやうに、放漫な貸出をしないやうに、從つて餘り投機などの盛んにならぬやうに、物の買占、思惑等の爲に都會、地方共に銀行が濫りに貸出をしないやうに、公債も社債も成るべく出來る機會があれば之を發行を許す又自らも發行する斯樣な手段を執つて居つて、是等は何れも人々をして浪費をさせないと云ふ効果は確にあるのです、昨日も申す通り何としても物價に關しましては、生産を多くして一方に於ては國民が成るべく節用して物を多く使はないやうにして、物資を多く使はないやうにしなければならぬ、多く物を作つて、少く使ふと云ふ外にないのである、多く作つて金を取つて、少く使つて金を剩して貯蓄をさせると斯う云ふのです、是だけで御質問には答へた積りであります。

「國務大臣山本達雄君演壇に登る」

○國務大臣(山本達雄君) 昨日若槻君に御答をして置きましたが、又それに付て再び御質問でありますが、何か其間に付て私の申しましたことを誤解でもして居られはしないかと思ふのであります、それに付きまして最初に山本が物價と數量と、此問題は別であると云ふことを言つたと云ふのでありますが、それは何時のことでありますか、想ひ起しますのに昨年の議會に於て此物價と云ふ問題に於て食糧問題其食糧中にも殊に米の問題が起りまして、さうして此米が如何にも高い故にそれを廉くする方法に於て如何と云ふ方の問題が屢々起りましたのでありますが其時に於きまして私は此米の問題は數量の方を主として居るのであります、其當時に於て米が約四五百萬の不足があると思ひました、それに付きましては貿易商の手で成るたけ米を入れることを圖ります、それに付て便利を十分與へます、而して若し算盤の上に於て這入り得なかつたならば政府が自ら買入れなりして、さうして此量を足すと云ふことでありますゝ、其量を足して行くと云ふことの點に付きましては十分なる責任を持つて、如何にしても不足のないやうなことを致します、斯う致しますれば從ひまして米の價も自然に下がると云ふ道理になるのでありますから是は經濟上不足のものなら騰く、多いものは下がると云ふことになります故、それで先づ政府に於ては此不足のないやうに分量を十分に供給すると云ふことであります、それに伴ひまして矢張り價に於ても自然に下がる譯でございますが、價を下げると云ふ目的に於てやるよりも、今日不足を補ふと云ふ量の問題を主としてやります、從ひまして價も下がると云ふことに相成りませうと、斯う云ふことを申したのでありまして、量と價とは全く別物であるとは申したことは無いのであります、其事の御質問であらうと思ひます、それから尙ほ先日衆議院の豫算分科會に於て答へましたことを以て御答して置きましたが、是は其時に於きましても物價調節として專ら昨年米を供給することに付て質問應答が多々あつたのであります、それで私は米及食糧品の其供給のことに付て答をしたのであります、とそれに續きまして賴母木代議士より今日此物價の問題と云ふものは米が足るとか足らぬとか云ふが如きことは、それは枝葉末節の議論である、自身に於てはそれよりも此諸物價の騰貴と云ふものは通貨の關係如何にあるものである、物價が騰貴するものは其通貨の膨脹より起つたものである、それ故に御前はさう思はぬか、如何に心得るやと云ふことの質問でありました、そこでありまする故に、諸物價の騰貴、而して通貨の關係如何と云ふことに行くならば、それは私が農商務大臣として答へるよりも大藏大臣より御答へ申した方が便利なりと自身が思ふ故に、是は私は此に答へることを避けませう、尙ほ國務大臣としてと云ふ話がありました、成程國務大臣としては總てのことに付て責任を持つものでありますが、併し便宜の上からして同じ國務大臣としても、國防上のことに付て陸軍で答へ海軍で答へ、さうした方が便利である、だからそれは大藏省の金融に係り通貨に關係することである故に大藏大臣より御聽きになつた方が宜からうと思ひますからと云ふことを答へたのであります、而して同氏は然らば大藏大臣に聽きませうと云ふことで其質問應答はそれきりになつた譯であります、決して私は之を避けて兎や角と云ふ譯ではありませぬが、矢張り金融のこと通貨のことに行きましたならば、それに付ての物價の議論ならば、農商務大臣としての私の答へるよりも大藏大臣より答へた方が適當なる譯であります、適當なる途に於て適當なる、御答をした方が宜からうと云ふことでした譯である、外に何等の他意ない次第であります。

○若槻禮次郎君 大藏大臣の御答の中では尙ほ御尋したいことがありますけれども、餘り獨りで長いことを申上げては相濟みませぬから、もうさうは申上げませぬ、唯物價の所で若槻禮次郎が物價の騰貴は通貨の膨脹が主もである、是さへどうかすれば物價の調節は出來る、それが爲に日本銀行の金利を上げさへすれば宜いと斯う云ふ議論であると仰せになるのでありますが、それはどうぞ昨日私がそこを能く申上げた積りでありましたが、其所を御間違へにならぬやうに願ひます、總理大臣も政府は日本銀行の金利の引上に反對だと仰つしやる、大藏大臣は何だか日本銀行の金利の事柄はそれは日本銀行でやることで、大藏省ではさう〳〵干渉するものでないと云ふ御答になりましたから、日本銀行の金利引上だけが通貨收縮の方法ぢやないのである、通貨を收縮するには幾らも方法があるのである、併し日本銀行の金利の引上も我々に於ては其一つであるのに、それを總理大臣大藏大臣は是だけは此政府はいけぬと思ふと云ふことを仰せになるのは如何であるかと申したのである、私が此の通貨を收縮するには、日本銀行の金利を引上げるのが方法であると云ふことを考へて御尋したのではないのでありますが、唯今はさう云ふやうに聽えたのである、又物價の騰貴の原因に付ても、昨日も能く申上げたので、種々原因がある、其の中の主もなる原因と云ふものは何と言つても物資の缺乏と通貨の、膨脹であると言はなければならぬと申上げたので、唯通貨の膨脹だけと言つて居るのではないのであります、さう云ふ事柄は御間違へなさらぬやうに御願を致したいのであります、唯私も又訂正して置きますが、在外正貨の方に於て唯今大藏大臣が國庫で在外正貨を持つて居るのは、通貨の收縮になると云ふ點は私は其通りであると申します、私共が豫て言うて居るのは、それは無論通貨の收縮にはなりますが、併し尤も今日必要なのは內地に散在して居る資金を吸收して海外に出すと云ふことが自分等の考でありましたから、其點に付て少しく混同して申しましたが、大藏大臣が國庫金と云ふことに付て仰せになつたのは私もそれは承知いたすのであります、それから唯今農商務大臣の御答で農商務大臣の御答辯の趣意は解りましたが、唯一言申上げて置きたいのは農商務大臣は通貨を收縮することは、物價を調節することに必要である、大切であると云ふ御考でありませうか、それだけを伺ひます。

「國務大臣山本達雄君演壇に登る」

○國務大臣(山本達雄君) 其事に付きましては今申す通りに大藏大臣の答が宜いと思うて居るのであります、併し今日物價の騰貴は色々複雜なる原因があるが、通貨の膨脹と云ふものも無論主もな原因となつて居ると云ふことは、是は總理大臣よりも御答をし、又大藏大臣より御答をする、又何人も是は經濟の一端を知つて居る者は議論の無いことだと私は思ふのであります、唯之に付きまして其事が物價騰貴の原因となつて居るが、併し之を今の收縮する或は之を如何にすると云ふことに付きましては種々の方法があるのであります、唯今日の通貨の斯の如くなつて居るのが原因とあるならば、其原因と云ふものを治する上に付ては考慮をしなければならぬことは申すまでもない、併ながら餘りそれを急激なことをすると云ふと經濟社會に言ふべからざる變態を來たし、それ故に其緩急と云ふものに付ては餘程實際に照して考慮を要してせなければならぬものである、斯う思ふのである、其點に付きましては私の御答へ申すのと矢張り他の同僚の御答をするのと同じことであらう思ひます、唯急激なことをすることは宜しくない、斯う云ふことに相成るのでありまして、私も斯く思ふ次第であります。

○議長(公爵德川家達君) 若槻君に伺ひたいと思ひます若槻君は總理大臣の昨日の答辯に對して尙ほ御質疑の御希望があるやうに議長は考へましたが、左樣でございますか。

○若槻禮次郎君 左樣でございます。

○議長(公爵德川家達君) さう云ふことでありますならば總理大臣は未だ出席せられませぬから、若槻君の質疑だけ留保いたしまして、次の藤村男爵に許さうと思ひます、藤村男爵に伺ひますが、藤村男爵は殆ど各大臣に對する質疑でございますか。

○男爵藤村義朗君 左樣でございます。

○議長（公爵德川家達君） 然らば總理大臣の分は若槻君が質疑を終るまで留保せられむことを希望いたします。

○男爵藤村義朗君 承知いたしました。

○議長（公爵德川家達君） 藤村男爵の登壇を煩はします。

〔男爵藤村義朗君演壇に登る〕

○男爵藤村義朗君 私も豫算及物價問題に付きまして政府に御伺をしたいと思ひます、大正九年度の歲計豫算に付きましては昨日既に澁澤伯爵及若槻君より種々御質問が出ました、殊に財政計畫實行如何と云ふことに付きましては巨細に數字を擧げられて微に入り細に渉つて若槻君より痛切明晰なる御質問がありました、私も此空前の膨脹しましたる豫算に付きましては御同樣其過大なること、基礎が或は薄弱でないかと云ふ事に付きまして大に不安を感じて居るのでございます私も此事に付て質問を致したいと思ひましたが、若槻君が御質問になりましたのに對して政府が御答辯になつたそれ以上にどうも御答辯を得ると云ふことは出來難いと思ひますので、私は唯他の方面より一言申上げて財界の前途に付て政府の御所見を伺ひたいと思ふのであります、御承知の如く經濟界の好況の基礎たる外國貿易は大正六年に於て其繁榮の最高潮に達しまして、五億七千萬圓と云ふ輸出超過を見るに至つたのであります、ところが翌七年に至りましては本邦の物價が未曾有に騰貴いたしましたのが最大原因となりまして、急轉直下二億九千萬圓の輸出超過に減じました、それが又昨年には更に逆轉して七千六百萬圓の輸入超過を見るに至つたと云ふ實狀である、今年に至りましても此一月には既に二千六七百萬圓の輸入超過になつて居る無論今後の形勢は豫斷いたし難いのではありますけれども、或は本年の貿易と云ふものは四億の輸入超過になる位の事になりはせぬかと云ふ事を私は思うて居るのであります、又海外の事情に鑑みましても米國の如き我々の最も御得意先である米國、其經濟上及政治上の事情が前途如何であるか、果して日本の貿易に有利なるやうになる狀況になるであらうか、如何かと云ふことに付ては決して前途の樂觀を許さぬと思ひます、生絲の如き果して今後に於ても今のやうな良い値段を維持し得まするや否やと云ふことも問題である、生絲の騰貴の値幅と云ふものゝ差ももう餘程狹いやうになつて來たやうに私は察する、又是も我國の得意の重なるものである支那の如き、御承知の如く支那の內政の紛爭は今に止まない又歷代內閣の外交政策の失敗に依つて起りました日貨排斥の如き、昨年五月以來今日まで終熄して居らぬと云ふやうな有樣であります、此日貨排斥が如何なる影響を日本の貿易に及ぼすかと云ふことは、是は銀の相場の騰貴、或は輸出綿絲の制限の如きに依つて統計的に測定することは出來ませぬが、兎に角日本の商人は支那の取引拒絕に依つて非常な困難苦痛を嘗めて居ると云ふことは事實である、又內地の各種事業に於ても昨日も大藏大臣が仰せられた通りに、既に今日は過渡の時代になつて居るのみならず私の考では最早反對の時期が來て居るのではないかと云ふことを思ふのであります、總ての情勢が凡そ斯る情勢になつて居る、然るに今度の豫算は若槻君が仰せられました如く非常なる尨大なる膨脹を來たして居る、それで私は政府に伺ひたいのは政府は今後の物價及我國の經濟界を如何に御覽になるか、昨日大藏大臣は昨年の經濟界の情況に付ては豫算案の御說明中詳細に御話があつたのでございますが、將來の豫想に付ては何等御話がなかつたので、私共の豫算審議の材料としまして、どうぞ根柢ある具體的の御說明に預りたいと思ひます、次には產業及貿易のことに關係して居りまして、農商務大臣に伺ひたい、今回の歲出は總額十二億七千萬圓に及んで居る而して其中陸海軍の軍事費の費用が六億二千萬圓計上されて居るのであります、其外に追加豫算として臨時軍事費一億五千萬圓の要求がある、此二口を合せて見ますると實に歲計の半額以上は軍事の費用に費されると云ふ事であるので戰爭も終結し、國際聯盟も成立いたし其規約に依つて各國は今後干戈に訴へないと云ふ義務を受諾して國々の和平安寧を圖り國の軍備は國の保全を保證すべき最大限度にまで縮小すると言つて居つて、而して人民擧つて正義人道を高唱して、恒久的の平和を望んで居る際に、故獨逸帝國の軍國的專制政治の全盛時代に於てさへも敢てしなかつた如き歲出の半額以上を計上すると云ふやうな軍備費か茲に平和克復の第一年に於て突如として我々國民に要求されたのであります、此事に付きましては相當の機會がございませうと思ひますから、其際に御尋する事に讓りますが、此尨大なる軍事費に對して政府は產業生產の事業に何程の豫算を計上せられたか、新規事業としてはたつた四百萬圓の豫算が要求されただけである、政府は大藏大臣は屢々昨日以來仰せられた通りに產業の助長は最も大切な事でありますが政府は外に何等施設せられる所がないでございませうか、歐米各國の爲政者も實業家も戰後の產業恢復の爲には非常に苦心して居ります、又我國に於ても大藏大臣が仰せられた通りに今後は是非とも產業を助長せしめ、工業を振興させ、而して根柢ある確實なる外國貿易を盛んにして、唯今私が申した如き尨大なる國防費さへも出さなければならぬと云ふ今日、豫算を見ますれば唯開發獎勵の補助費追加に若干、窒素燃料の研究に若干と、山林の爲に若干と云ふやうな僅に四百萬圓程の新規事業費が要求されてあるのであります、殊に又一國產業の最大要素であつて、其施設には最も急務を要する所の勞働問題の如きに付ては、政府に於かれては唯農商務省に工務局勞働課の一課を設置し、尙ほ內務省と覺えますか勞働に關する調查費用の爲に、二口で十一萬圓の費用を計上されて居られるだけである、もう今日では調查とか云つて居る時代ではないと私は思ふ、時勢は刻々に進展して行つて居るのであります、論より證據過日勃發いたしましたる八幡製鐵所の騷擾の如き私の、實に政府の不用意と云ふ事を現實に現はして居るのではないかと思ふのであります、勞働爭議をして過激化せしめ、之が鎭靜に非常なる高壓手段を餘儀なくさせたと云ふことは果して何人が此責を負ふでありませうか、政府の不用意の爲に斯の如き不祥事が起つたと云ふことは、私は誠に遺憾千萬に存じて居ります、で農商務大臣に御尋したいのは、勞働問題に付きまして勞働能率の增進と云ふことと、それから勞働資本の協調と云ふことに付て、どう云ふ御意見を持つて御居でになるか伺ひたいのであります、又貿易のことに付ては是亦今日の場合最も重要なる問題であるにも拘らず、政府に於ては、殆ど何等施設せられる所がないやうである、唯私の見ました所では僅に二口ございます一つは南米及近海航路の補助として確か百四十萬圓でありましたか計上されてある、今一つは昨年本院に於いて一議員から七十有餘の御老體にも拘らず七重の膝を八重に折られまして政府へ哀訴嘆願されました、商務官の設置の希望に對し、政府之れを容れられて、たつた十[illegible]、[illegible]に計上されてあるはかりで[illegible]ない、付きましてはどうか[illegible]大臣におかれては、日本の經濟立國策として產業と貿易政策の根本方針に付てどう云ふ御所見が在らせられるかと云ふ事[illegible]は伺ひたいと思ふのであります、次に伺ひたいのは通信機關の整備と云ふ事でございます、政府は今回の豫算に於て電話交換擴張費としまして、既定の繼續費一億一千五百萬圓の外に二億二千五百萬圓追加を要求されて、九年度に四千萬圓を支出する事になつて居る、又電信改良費の繼續として七千四百萬圓を要求されて、九年度の支出八百萬圓を計上されて居る、鐵道の建設及改良費としまして既定の經費の外八億圓の繼續費を追加して、九年度に於ては一億七千萬圓を支出されると云ふことになつて居ります其他に內務省所管の道路の改良費の追加として二百萬圓の豫算が出て居ります、是等の費用は誠に缺くべからざる必要の費用と私は存じて居りまするが、私が茲に極めて通俗的に伺ひたいのは、如何なる改良整備が出來て居るかと云ふことを伺ひたいのであります、政府は年々多額の改良費擴張費を是等の通信交通機關に向つて御費しになるのでありますが、交通通信機關が完全に敏速になり、公衆の利益便利が增進し、一般國民から滿足を表してこそ改良の實が擧がるのであります、然るに今日に於ける通信及交通の狀況は如何であるか、鐵道にて申せば車輛は不足、荷物は停滯する、設備は不便と不整備を極めて居る、而かも尙ほ鐵道院に於ては二萬哩の鐵道網を御計畫になつたり、或は數十の輕便鐵道を山間僻邑にまで引張らむとして居られる、幾ら鐵道網が完成し輕便鐵道が出來上つた所で、幹線の改良が出來て居らなければ私は何の役にも立たぬと思ふのであります、又電話郵便の今日の狀況は如何であるか、是は私から巨細に申上げんでも皆さんが能く御承知のことである、電信延著の如きはもう普通事であつて、今日は世人が怪しまぬ三倍の料金を出して至急報で電信を送らなければ到底間に合ふやうに出せない、即ち我々は電信の料金を三倍に値上げされて居ると同樣である、郵便も其通り、普通郵便では間に合はぬ、速達郵便でやつと間に合ふ、電話の苦狀は實に言語道斷である、取扱者の無禮不親切は實にひどい、特設區域等の電話の通話、遠距離の通話は一

日半日掛らなければ通じないと云ふやうな狀況であります、是は皆さんが能く御承知の狀況であるが、斯る不都合が何時になつたら矯正されるでありませうか私は政府の明答を求める權利を國民は持つて居ると思ひます、又市内交通機關に付ては如何でありますか、是は直接政府の仕事ではありませぬか內務大臣の御管轄の下にある仕事である、毎月二百臺三百臺を增加してやつて參りまする自働車に依つて道路の路面は滅茶苦茶に破壞されて居る、今日では人力車や歩いては路を歩くのに命懸けで歩かねばならぬ又交通整理の如き整理の巡査を特に設けられて取締つては居りますが、少しも徹底的な取締が出來て居りませぬ又電車の如き其混雜はもう今日に於ては電車が不足であるとか不都合であるかと云ふ苦情は通り越して居つて、今日の電車問題は市民の風教問題である、道德問題である、思想問題になつて居るので、數十萬の市民は毎日毎晩殆ど獸扱にされて居るのと少しも異ならぬ、野獸化しつゝあると云ふやうな有樣であります、學校の子供が先生に倫理道德を教へて戴いて居りますが、其往復の電車に依つて其思想は悉く破壞されて居る、斯う云ふ事を文部大臣はどう云ふ風に御覽になるであらうか、又此都市の交通機關と云ふことに付て內務大臣は如何御感じであるであらうか、當局の御答を私は煩はしたいと思ひます、兎に角國民の交通通信に對する不平の聲と云ふものは刻々に高まりつゝあるのであります、羊の如き國民は政府から何百萬圓、何千萬圓の所謂改良費の支出を要求されますので、出すは出しませうが決して滿足しては出すまいと私は思ふのであります、我々は豫算を協贊するの責を有つて居りまする以上、國民に對して政府が本當に眞劍に改良されるや否やと云ふことに付て明なる保障を得たいと思ひます、是より物價問題に移りたいと思ひますが、是は總理大臣より御答辯を煩はしたいと考へて居りますのでありますので、議長の御許しを得まして、御出でになつてから再び登壇をすることに致します。

○議長(公爵德川家達君) まだ時刻は少し早うございますが、都合上休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

～～～～～

午後一時十二分開議

○議長(公爵德川家達君) 是より報告を致させます

〔成瀨書記官朗讀〕

本日決算委員長より分科擔當委員を左の如く決定せる旨報告書を提出せり

第二分科 男爵山内豐政君

第三分科 男爵安藤直雄君

○議長(公爵德川家達君) 是より午後の會議を開きます。

○男爵阪井重季君 本日議事散會後請願委員第二分科を開くことになつて居りますが、議事の終りも分りませぬから、退場を願ひましてから、是より調査を始めたうございますが、如何でありますか。

○議長(公爵德川家達君) 阪井男爵の退席の要求は許して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議がないと認めます

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 午前中に藤村男爵より大藏大臣に答辯を求むると云ふ御質問がございました、それに付て御答を致します、御質疑の要點は將來の我が財界の景氣を如何に觀察をするか、具體的に其意見を聽きたいと云ふ御要求であります、是は藤村男爵は久しく倫敦或は上海に於て貿易の事に長く經驗を有せられて、且つ大に成功をせられたので、其經驗に依つても多分御推察が出來ませうが、一箇年の財界のことを具體的に豫想すると云ふことは殆ど出來能はざることで、生絲なり雜貨なり羽二重なり、各其專門のことに從つて居る人でも一箇年の豫想を初めに立てゝ間違ないと云ふことは出來ないことで、況や大藏大臣として具體的に將來のことを述べると云ふことは避ける方が宜からうと思ふ、外國に於きましても大藏大臣は過去の事實に付て說明をし、過去の事實に依つて豫算を立てるので、財界の豫想を具體的に言ふと云ふことは避けたいものだと考へます、併し大體に於ては輸入輸出の關係に於きましては必ず、輸入が殖えやうと考へるので、併ながら全體の貿易に於きまして數字に於ては矢張數億圓の增加を昨年八年に較べて見ることゝ考へて居るので固より豫想であります、大藏省に於て取調べました材料に大正九年度の貿易を豫想しますれば輸出も八年よりは二三億は殖えませう、又輸入は三四億も殖えませう、而して輸入超過は一億五千萬圓乃至二億圓に達するであらうと云ふ豫想が出來るのであります、而して此貿易以外に色々外に投資してあるもの丶利益、或は海運事業さう云ふやうな關係に於て正貨の出入を見ますと云ふと、矢張り貿易以外の關係に於て三億乃至四億の正貨は受取る勘定になるやうな譯になります、而して貿易關係と是とを合せて差引を致しましたならば、矢張り二億前後の正貨は我國に受取る勘定になるであらうと云ふ位の觀察を致して居る次第であります、是だけ御答を致して置きます。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君) 藤村男爵に御答を致します、御演說の中に農商務に新設の豫算が甚だ貧弱にして四百萬圓ほか無いと云ふことでありますが、是は此度農商務省の管轄として商工業、山林其他農業に付きまして新設のものが約八百七十萬餘になつて居ります是は固より十分なることではありませぬ、ありませぬが其產業を發達さしまする上に付きましては獨り此金額のみを以て判斷する譯にも行かないのでありまして、隨分農業商業、水產、鑛山、各方面に於きまして、其數に於ては相當なるものが出て居るのであります尙ほ此方面に付きましてしたい事は色々ありますが、是は又豫算の大體に於て顧みまして、今申述べる八百七十何萬圓の豫算を出しましたることであります、又能率の上に付て如何なる考かと云ふことでございまして、定めて是は勞働者の能率と心得まするが、或は又產業の全體の能率でございますか、兎に角勞働者の能率を殖やす、此向上を圖つてさうして勞資の間の協調を保つて行きたいと云ふ事に付きましては、政府も色々それに付きましては考慮して居る所でございますが、既に御承知の昨年聯合の此平和勞働會議の華盛頓に開かれました時に於きまして五箇條の問題が出ましてそれ〳〵の討議をされましたが、其時に於きまして、十二箇條の決議を致しました、其決議に依りましても、我國に於ては工場法の改正、又工業に付ての改善、其他勞働に關しまする取扱方などに付て種々改正を要することもあるのであります、之に付きましては其決議の趣旨に基きましてそれ〳〵改善を圖りたいと努めつゝある次第でありまして、其結果と致しましては、法律として諸君の御協贊を仰がなければならぬ立法事項もありますが、折角今其事に付ては調査中に屬して居ることでございまして、それから又勞働者に對する此農商務に僅に一課を求めて云々と云ふことでございましたが、此方に於きましては經常費として八萬圓餘を得まして幸に此協贊を得ましたならば、十分勞働保險を始めとして勞働の改善、又此向上を圖ることに付きましても十分なる施設をなしたいと云ふ積りであります、此段御答いたします。

〔政府委員床次竹二郎君演壇に登る〕

○政府委員(床次竹二郎君) 御答いたしますが、鐵道の設備なり運行上の事に付てなり、極めて行屆かぬ樣な御話でありまして、當局に於ても決して十分なりとは考へて居りませぬ、成るべく出來得るだけの改善をして進んで行きたいと云ふ積りで努力を致して居る次第でありますが、茲に斯う云ふことは大體御承知を願ふことが……願つて置きたいと思ふのですが、東海道……一例であります、東海道幹線營業狀態の一哩平均乘車人員並に貨物噸數增加の狀態でございます、明治二十二年以來今日まで此輸送量增加の趨勢は斜線の形を以て進んで居つたのでありますが、然るに此度の戰爭以後に至つては此斜線が俄に直線の形を以て進んで參りました、即ち丁度大正三年工事の所では一哩平均乘車人員が二百五十萬人でありました、然るに今日に於ては約五百萬人に達して居ります、それから貨物の方も大正二三年には凡そ百六十萬噸內外でありまして、今日に於ては三百六十萬餘噸の數に達して居ります、斯の如く激變と申しませうか、非常な增加であります、此增加した數量を兎も角も今日の狀態で運んで居りますと云ふことは、先づ餘程當局としては努力いたして居るものと御了解を願ひたいのであります、決して是で滿足ではありませぬ、兎も角も運んで居る次第です此狹軌廣軌等の議論も世の中にはありますけれども現在狹軌の儘を以て斯の如き增加數に於きましても尙ほやり切つて居ると云ふ事だけは御承知置きを願ひたいのであります尤も此急激なる增加に對して車輛の增加や若くは線路の改良を計ると云ふ事は怠るべからざる事でありますが、戰時になつて必要品の輸入が思ふ儘にならぬ點もありまして多少其當局者の考へ通りに設備が至つて居らぬと云ふ事は御察を願はなければなりませぬ、それで今後に於て左樣な狀態でありまするから第一車輛の增加を圖り、又線路の改良を致し線路の改良と申せば複線を增設するとか、或は線路の變更を致すとか、又停車場の改良是には大停車場に改良する、水陸の連絡設備を良く

する停車場を設置する、其外停車場の改良に關して或は自働信號機の設置を致す、其外技術上施設すべきものが澤山ございますから、それ等に付ては怠らず相當の施設を致す積りであります、それ等の事柄は一々茲に申上げると云ふ事は、中々煩雜になります、で何れ豫算委員會なり若くは又鐵道敷設法等の委員會に於きまして說明を申上げた方が宜からうと考へます、尙又前申す通りの輸送の狀態でありますが、唯今取調べました所で滯貨の數量が約七十萬噸であります、輸送力は二十萬噸の力を有つて居ります、それで三日分位は滯貨して居る譯でありますけれども、其滯貨も必しも鐵道に既に託した品物ではありませぬ、鐵道附近にある、鐵道に來べきと豫想される品物を調べましたのが七十萬噸でありますから、必しも甚しい滯貨とは申し得ないと考へて居ります、鐵道のことに付ては大略是だけを申上げて御答いたして置きたうございます、それから此道路の交通狀態に付ての御尋でございますが、各都市共に近時の發達に連れて、何れも交通機關の發達を圖らなければならぬ狀態にあることは御話通りであります、殊に御尋になりましたのは東京の狀態であらうと考へて居りますが、東京市の是等の改善に關することも、一つは道路、一つは市內の電車等の交通機關、もう一つは國鐵の方からの交通の狀態、斯う別けて申上げるが宜からうと思ひまするが大體今日まで市區改正委員會が設置せられて、此委員會に依つて都市の計畫を致して參りまして、兎も角今日まで至つて居ることは御承知の通りでございますが、昨年當議會に於きまして道路法並に都市計畫法が決定せられました以來、是等の法律の運用宜しきを得まするならば、將來は一層改良を見ることが出來るであらうと考へて居ります、既に御承知の如く今年度の豫算に於て道路改良費二百五十萬圓、それから道路改良の爲に向う三十箇年間に約三億の公債を募集して、以て道路改良費に充てたいと云ふ計畫を立てました次第であります、之に依つて將來都市の道路の擴築、並に路面の改良は必ずや相當の効果を見ることであらうと考へます、東京市に於きましても近頃六間幅以上の道路の路面を改良いたす爲に工費三千八百萬圓を以て大正九年度より十六年度に至る八箇年間の繼續事業として改良を企てることになつて居ります、それで斯の如く致しまして此都市計畫委員會に於て相當の計畫を立てて是から進むことになりますれば、見るべき成績があらうと信じて居る所であります、それから電車のことに付ては御話の通り甚だ不完全なことは私共も認めて居ります、是まで市の當局に注意を與へたこともございますが、昨今は應急策として線路を五十哩以上延長し車輛を尠からず增加を致して居ります、近來「ボギー」車二百臺を新造することになつて居ります、既に運轉を致して居るものもありますから、御承知下さつて居ることであらうと思ひますが、兎に角車輛が足りませぬ、それで市當局者に於ても注意を致して居ります、それにもう一つは昨今の時節柄でありますが、乘務員が不足いたして居る爲に尠からず困難を致して居るやうであります、兎も角近年乘客の數は非常に增加いたしまするので、當局者としては餘ほどの奮勵努力を致さなければならぬ次第であります、市の當局に於ても專ら努めて居る所でありますが、單り路面の電車のみならず、地下の交通のことも圖らなければなりませぬが、此考よりして先般地下鐵道の敷設を認可いたしました、尙又地下線に於ける交通網も取調濟になつて居ります、尙ほ市並に此市の私人の經營する以外の市の交通として最も關係のありまするのは國有鐵道でありますが、國有鐵道と致しましては東京を中心として、或は千葉の方面、若くは大宮の方面、又八王子の方面、又は橫須賀、國府津、是等の方面に於ける鐵道は、電車の設備を致す積りで、九年度より大正十八年度に至る間に於て其完成を期したい積りで居ります、左樣いたしますれば東京を中心としての交通は大分便利にならうと思ひます、尙又東京を回つて居ります山の手線も目下改良に著手中であります、それから神田と上野の間、或は萬世橋と兩國の間、それから飯田町を起點としては、線路等もそれ〴〵計畫を立て、或は既に著手いたす準備をして居るものもありますから、是も其うち良くなることになつて居ります、以上極めて大體のことでありまするが、尙ほ之を細かく申すことを更に御尋に依つて委員會等で申上げる方が宜しからうと思ひます、尙ほもう一つ申落しましたが、此鐵道のことに付て我々が昨年中に改良いたしました事柄は、別に記錄したものがございますから斯う云ふ印刷したものがありまして、之を差上げて幸に御覽下されば仕合であります。

〔國務大臣野田卯太郎君演壇に登る〕

○國務大臣（野田卯太郎君） 藤村男爵の御質問に御答しますが、藤村男爵の御質問は、第一に郵便電信電話の遲滯、又既往に於て政府は多額の費用を要求して如何なる改良をしたか、將來如何にするか、此三つの要點であらうと思ひますが、第一に對しては當局と致しましては赧顏の至に堪へませぬ、それから既往のことを述べましたならば多少の御斟酌はあるであらうと思ひます、大體を申上げますが電信電話に於きましては戰前に比して約十倍の增加です、小包が六割何分です、郵便が七倍と云ふやうな譯で……小包も六倍さう云ふ譯でございまして、設備はどうなつて居るか、設備は電信電話の如きは約十の一の設備、然らば當局は怠つて居ると、斯う御難問があるか知れぬ、前遞信大臣も確か御出席になつて居つたやうでございますが、藤村男爵には能く御分りになつて居るものと思ふ、此戰爭中に電信電話の機械、即ち材料の足らなかつたことは御承知あつたらうと思ふのです、今日こそ電氣事業も發達しまして、電信の如きはもう內地で約大凡そ便ずるやうになりましたけれども、其當時は電線も、其他の機械も總てが外から入れねば行はれぬ、それで怠つたと云ふ譯です、それで昨年平和克復しました以來、御承知の通りにまだ日も淺いのでありますが、大にやらうと思つて居ります、それで本年の豫算も多額に思ひ切つて實は要求をした次第でございますが、是でも私は十分なりとは申上げ兼ねる、然れども是でもまだ不足がある、機械にあらず、此人間か少々此慣れた者に對して、是でも金ぢやない、此上に仕事をすると言へば、是等の不足を感じて來ます、此養成もします、今からします、それで此度電話に於て二億七千萬圓、電信に於て七千何百萬圓ですか、要求しましたが、電信の如きは一昨年は百三十萬圓でございます、確かさう覺えて居ります、昨年即ち此八年度が三百萬圓に垂んとする位のものです本年は確か八百萬圓も要求して居ります、是も從來は經常費より支出してありましたが、到底此電信が一番遲れて居る、電話電信それを此繼續費として公債事業に本年から移した次第でございます、既往は斯の如き次第でございますから、本年の豫算を幸に御協贊下さいましたならば相當のことはやる積りで居ります十分のことが出來るか出來ぬかと云ふことは來年までは[illegible]は出來[illegible]けれども、今へ[illegible]にかにやると云ふことを[illegible]へ申して[illegible]

○議長（公爵德川家達君） 若槻君に申[illegible]す、總理大臣が出席せられましたから、[illegible]に申上げて[illegible]た質疑を今御始めになつては如何でありますか……[illegible]壇を願つたら宜からうと考へます。

〔若槻禮次郎君演壇に登る〕

○若槻禮次郎君 昨日御尋ね致しました中で、總理大臣より御答辯を頂きました事柄に付て、總理大臣に今一應伺つて置きたいと思ひます、物價の問題に付て、總理大臣が物價を調節するに付ては外國貿易を禁止しなければならぬと云ふことを仰せになつたと云ふことに付て私申上げました所が、それは禁止と申したのでない、制限と申したのであると云ふことでありました、それでありますれば總理大臣からさう仰せになれば左樣であると私も承つて置きます、但し昨日申上げました通り、それか即ち總理大臣の聲が議場の全體に徹せない、我々議員が制限と仰せになつたことを禁止と聽取るやうになつた次第でありますから、どうぞ今後の御答辯は成るべく御高聲に、成るべく明晰に御答を願ひたい、是は豫め御願を申上げて置きます、而して禁止と云ふことは聽違ひであつて、制限と云ふことであつたと云ふことでありましても、私が昨日申上げたことは少しも變更するに及ばぬのであります、それ故に昨日私が述べました所の中で、總理大臣が外國貿易禁止と仰せになつたと言つた所をば、總て外國貿易制限と仰せになつたとして、昨日の私の質問の全部を茲に維持して置く次第であります、それから總理大臣は米の輸出を禁じたことに付て何等効果が無かつたと云ふことを私が申したと言はれたのであります、是は相當に總理大臣の御席に達する聲を以て申上げた積りでありましたが、それが御聞違ひになりましたのは又私の申上げやうが惡かつた爲であらうと存じます、是は改めて申上げますが、私は決して米の輸出禁止には何等効果がないと云ふことは申したのではないのであります、政府が米の輸出を禁じられた事は私は賛成をして居るのであります、又米の輸入税を免除せられた事に付ても私は賛成して居るのであります、外國米の買入を致さるるに付ても固より賛成であります、但し外國米の買入に付ては我々はもつと早きに及んで政府が之に努力せられぬければならぬ

と云ふ意見でありましたが、政府が之に著手せられる事の時機を失つた點を遺憾として居るものでありますが、外米を買入れたと云ふことも賛成であります、それで米の輸出を禁せられたことは決して効果がないとは申しませぬ、昨日私の申上げたのは總理大臣は外國貿易を制限しなければ調節が出來ぬと言はれる、制限と仰せになつたさうであります、然るに外國貿易を禁止して居る品物があります、米と云ふものが玆にあるのでありますが、此米の値段が矢張り外の諸物價と同じやうに高いのは總理大臣が外國貿易を制限しなければ物價の調節が出來ぬと仰せになることを裏切つて居るのではありませぬかと云ふことを述べて居るのであります、外國に較べて日本の米が廉いと云ふことを頻に總理大臣は云はれるのであります、是は或は日本が外米の買出しに行つた爲に外國の米が大變高くなつたと云ふやうなことで、それが爲に外米の方が日本の米より高いと云ふやうな事實はありませうが、日本の國民が物價の騰貴に苦しんで居るのは外國との比較に苦しんで居るのではないのであります、外國が高からうが、日本の米價が現在高いから之に苦しんで居るのであります、米價ばかりではありませぬが、總ての物品が現在從前に較べて見ると非常に高くなつて居る、是が生活を脅かして居つて誠に困ると云ふのが、日本國民の今日の實狀であります、米に付ては從前に較べて見れば今日は三倍以上になつて居ると思ひますが斯の如く米價の騰貴したことに苦しんで居ることは假令此米價が外國の米價に較べて見て若干安かつたと云ふことがあるにした所が、それあるの故に於て日本國民の米價の高さに苦しんで居ると云ふ事には何等影響はないのであります、其點を申上げたのである或は米の輸出を禁じなかつたならば尙一層高くなつたかも知れぬ其効果は確にあつたらうと仰つしやるが、それは私は決して之を爭ひませぬ、爭ひませぬがそれと共に私は決して此席上に於て米の輸出禁止に付て何等効果がなかつたとも申したのでありませぬから、是は總理大臣に是から御質問を申上げるに付て先づ以て是だけのことを私は辯じて置きたいのであります、是から御尋を申上げるのは西比利亞の出兵のことであります、西比利亞出兵のことに付て國民は少しも惑うて居る所はないと云はれるのであります、西比利亞の出兵に付て如何に之を處理するが宜いかと云ふことに付ては國民は固より惑うて居ることはありますまい、之に付ては總理大臣と私と國民は惑つて居らぬと云ふことに付て同じことを申すのでありますが、總理大臣の意味は果してそれでありますや否や、英吉利なり佛蘭西なり兵を露國に出し兵力で以て反過激派を助けて過激派政府を覆へして行かうと云ふ方針を執つて進んで居つた所がそれが出來難いことを悟つて、遂に之が撤兵をした歐露から撤兵をしたと云ふのである、其後兵器なり、材料なり、さう云ふ物を供給して反過激派を助けると云ふことにして居つたのを、それもやつて見ても何時迄も限りがない、到底國の力が足らないと云ふから是も亦止めたのであります、

〔副議長侯爵黒田長成君議長席に著く〕

今日では過激派政府に對しては、露國に對しては英佛の執る所のものは私の見る所に依れば露國のことは露國人をして之を治めしめると云ふ考に於て進んで居るのであらうと思ひます、過激派政府を承認して居りませぬ、併ながら過激派政府が露國を兎に角一通り統一を致して相當の秩序を保つと云ふことになつたから、過激派政府と雖も尙ほ之を承認すると云ふ考を以て、今日は進んで居るのであらうと存じます、私は斯樣に見て居る、それ故に戰後の列國は對露方針に付て方針を定めないと云ふことはないと私は見て居りますが、總理大臣に於ては英吉利や佛蘭西は過激派政府に對して未だ方針は定めて居ないのだと云ふことを、言葉を強くして昨日は玆で申されました、是は前以て御斷り申上げました通り是は見解の相違でありますから、何遍繰返して申した所が水掛論である、それでありますから之に付ては總理大臣に初めから私は御答辯を願つて居ないのであります、併ながら此事を仰せになつたから玆で申しますが、既に歐露からは英佛は撤兵して了つて居る西比利亞から昨日も廣澤伯爵の御述になりました通り、亞米利加は既に撤兵の決意をして今や兵を引揚げつゝあるのであります、露西亞から西比利亞に對して兵を出して戰をなしつゝあるのは日本ばかりであると云ふても仕方がないやうに思ひます、西比利亞も今日では「エス、エル」黨が各地に起つて是が勢力を占めた後、相當秩序を保ちつゝあるやうであります、是で果して安定するや否やと云ふことは分りませぬけれども、兎に角さう云ふやうになつて露國人が露國の事を自ら治めむとして居る狀勢が、今や成立ちかけて居る場合に、各國は皆兵を引揚げて了ふ、此場合に尙ほ日本だけが玆に兵を置いて居ると云ふ事で、而して其事が總理大臣は露國人の中喜んで居る者があると仰せられました、さう云ふ人もあるのでありませう、併ながら一部からは大に嫌はれて居るのであります、而して其嫌はれる者は從前は英吉利もあり佛蘭西もあり亞米利加もあつたものが、今日は日本ばかりになりましたから、私の惧れる所は日本が露國人の怨府になる虞が今日はありはしまいか、それでありますから國民は斯樣になつて居る以上は、早く日本兵を引揚げて貴重な日本國民の血液を徒らに流さしめると云ふことのないやうに又國帑の巨額な財源を西比利亞に使ふと云ふことのないやうにしたいと云ふに付ては、國民の大部分は私は其考であると思ひます、此意味に於て總理大臣が國民が惑うて居ないと仰せになることは我々も其通りであると思ひます、其意味でありますならば私共の唯今尋ねむとするのは、國民は皆其意向である殆ど其意向であるが、何故に現内閣は其國民の意向を酌んで速に撤兵と云ふ方針を定めないか、撤兵としたからと云うて明日とか今月中に皆な兵を引揚げると云ふことは出來ぬのであるから、それは引揚げるのには引揚げる相當な期間が要りませうが、兎に角方針を其處に定めて、さうして其事はちやんと内外に聲明せられて、日本は此決心であるとして進まれる方が外に向つても宜しいし、國民に對しても宜しいのであるが、何故に國民の惑はずして希望して居ることを、政府が玆に御聲明にならないのか、斯う云ふのが私の質問であります、私が明ならずして求める所のものは國民の意向ではないのであります現内閣の西比利亞出兵に對する意向が分りませぬから、それが承知いたしたいと斯う申したのであります、併ながら是はどうしても言ふことは出來ないと仰つしやるならばそれ迄でございますから此以上には御尋は致しませぬ、若し出來ることならば、どうぞ此議會の開けて居る間に御説明あらむことを望む是が昨日私の申上げました所であります、御尋いたしたいのは「チエック、スローヴアック」の救援のことであります、昨日總理大臣は、私が戰爭の目的が三度ほど變つて居る、場合に依ると四度も變つたやうな形があると云ふやうなことを申上げたことを申上げたことに付て、さうではない、「チエック、スローヴアック」の救援は終始一貫して居ると云ふことを云はれる爲に、始めての出兵は「チエック、スローヴアック」の救援の爲であつた、然るに是が救援の道は付いたけれども、歐羅巴の方に進んで行つたので東部の方から歸ると云ふことをせなんだ、其間西比利亞の秩序を保つて居ないで、「チエック、スローヴアック」の救援が出來ないから、それで前議會に西比利亞の秩序を保つと云つた、今日「チエック、スローヴアック」の救援をするのであるから、終始一貫して「チエック、スローヴアック」を救援するのだと仰つしやる、之を伺ひたいのであります、さう云ふやうに政府は今回の戰爭の目的は、どこ迄も「チエック、スローヴアック」の救援が唯一の目的で、之を終始一貫して居ると仰せになる、そこで私は伺ひたいのである、「チエック、スローヴアック」の救援をする場合に於て、どう云ふ譯で日本人は其血を流して救援しなければならぬのでありますか、「チエック、スローヴアック」と云ふものゝあることを日本人が承知しました時は、恐らく日本國民の半分と申上げたいが、大部分は「チエック、スローヴアック」と云ふのは何所の人であるかも知らないと思ひます、それ位のものを救援する爲に、日本が兵を動かして、貴重なる血液を費しても之れを救はなければならぬと云ふのはどう云ふ譯である

〔議長公爵德川家達君議長席に復す〕

是は私は人道の爲に我々が何所に居るか知らぬものでも、玆に「チエック、スローヴアック」と云ふ人間があつて、西比利亞の中途に居つて、歐露の捕虜兵が自由を得て、其退路を妨げて誠に之を放つて置けば澤山の人間は其生命が如何になるか分らぬと云ふことに對しては、人道上見て居ることは出來ぬと云ふことから、日本は亞米利加と共に協議して之を救援されたものであらうと思ひます、私共は其意味に於て「チエック、スローヴアック」救援の爲に西比利亞に出兵したことを賛成して居るのであります但し日本政府が出されたやうな七萬以上の大兵を送られたこと、私は餘り賛成ではありませんが、兎に角「チエック、スローヴアック」を救援すると云つて、人道上之を實行せられたことに付ては異議はないのであります、併ながらそれが「チエック、スロ

ーヴアック」と云ふ人間を放つて置いたのでは、命まで無くなると云ふことで、之を救助して安全の地に置かうと云ふだけであります「チエック、スローヴアック」が安全の狀態になつてから、自分の任意に依つて露國の方に行きかけたり、戰爭をしかけたりする、色々なことをする兎に角日本は兵を出して退路を守つて、さうして日本の金を澤山費し、我々の父兄を失ひ、子弟を失つた戰爭、向ふの自由の意思で動く後を追從しなければならぬと云ふことは、何の爲に日本はさうしなければならぬか、總理大臣は「チエック、スローヴアック」救援の爲に終始して居ると云ふことを強く御主張になりますが、それならば私は今までの點は、茲に明に國民は「チエック、スローヴアック」が自由に行動するものを何所までも從ひて行つて、之を救援されなければならぬ理由を今一應明瞭に此所で御說明を願ひたいと思ひます、それから高田の殘留部隊を派遣するに付て、亞米利加の同意を求められたかと云ふことに付ては其通りである、其通りであるからこそ政府は其間に交換した文書を世界に公にして居るのではないかと仰せになつて居る、それで誠に能く分りました、併ながら陸軍大臣の說明に依りますと云ふと、高田の殘留部隊を派遣したのは、自己存立の必要に依つて之を派遣したと云ふことであります、此自己存立の必要と云ふことは、どう云ふことでありませうかと云ふて、本院に於ては其意味を更に質されたのであります、之に對して總理大臣も陸軍大臣も共に軍隊に危險があるから、其危險を救ふが爲に此高田の半個師團を派遣したのである、それが即ち自己存立の必要の爲である、それであると云ふことを仰せになります、日本の人間は西比利亞の曠野に行つて戰つて居る、我が忠良なる將卒は寒風に曝されて非常に苦辛慘澹たる戰爭をして居る、是が危險に瀕して居るのである、之を救援しなければ是が危いのであると云ふ場合に、日本政府は外國の同意を受けなければ此救援の出來ないと云ふことは、それは如何なことでありませうか、若し亞米利加政府がどうしても同意しなかつたら、危險の地に居る三萬の日本の兵卒將官は總て犬死をさせて構はぬと云ふ日本政府の意思であるのでございませうか、實に重大問題であると存じますが、之に付て政府の御意思のある所を伺つて置きたい、併し是は總理大臣の御言葉でありました、總理大臣は全責任を以て政府を率ゐて御出になるのでありますから、總理大臣の御答辯を願つて差支ないことでありますけれども、現在危險であるのに外國の同意を受けないと之を救ひに行くことが出來ぬと云ふやうな事柄で、軍務當局は責任が取れるであらうかどうであらうか、是は私はどうも餘程重大問題と思ひますから、直接此軍事に關係ある責任ある當局者から此答辯は伺ひたいのであります今日は陸軍大臣は御出席になつて居ないのでありますから、此事はもう救援をして濟んだことでありますから、一兩日を爭ふ問題ではありませぬ、陸軍大臣が御病氣が直つて此議場に御出席の出來るやうになつた所で宜しいのであります、私が伺ふ所以は今日目前ではない、將來此考を以て日本の外交が進んで行き、此考を以て日本の軍事當局が之に御臨みになると云ふことであつては、誠に大變なことであると存じますから、責任ある御答辯を軍事當局大臣より伺ひたいと考へますのであります。

〔伯爵兒玉秀雄君發言の許可を求む〕

○議長(公爵德川家達君)　兒玉伯爵は……

○伯爵兒玉秀雄君　質問者に對して疑を質して置きたいと思ひます、宜しうございますか。

○議長(公爵德川家達君)　是れまでにさう云ふ前例はないと思ひますが強ひて差支もなからうと思ひます。

○伯爵兒玉秀雄君　極く簡單のことでありますから此所で御尋を致します、唯今若槻君は西比利亞の出兵問題に付て縷々御尋になつたのであります、其御質問の中で、私の伺ひたいのは、西比利亞の撤兵は國民全部之を希望して居る所である、少くとも國民の多數は西比利亞の撤兵を希望して居るのであると云ふ御言葉であつたやうに解釋をして居ります、先程から其問題が起りましたが、或は私も聞違ひか知れませぬが、併ながら若槻君は國民の全部と云ひ國民の多數と云ひ、此出兵を希望して居ると云ふことは何等か茲に確實なる御證據があることゝ思ひますそれが承りたいのであります、若しも若槻君の唯言葉の綾であつたと云ふことでありますれば、此問題に付きましては何等かの形を以て御正しを願て置きたいと思ひます。

○若槻禮次郎君　私は世間に現るゝ意見を見まして國民の多數は左樣に考へて居ると私は認めて居るのであります、兒玉伯は如何御覽下すつたか存じませぬが、私は左樣に考へて居るのであります、かく考へて居ります所の基く所は世間にあります所の意見が或は新聞に現はれ或は言辭に現はれる、其事からして斯樣に私は認めて居ります、全部と申上げたのではありませぬ、國民の大部分はさう云ふやうに考へて居るやうに私は見て居る、斯う申上げたのでございます。

○伯爵兒玉秀雄君　唯今の御言葉で單に若槻君一家の見解と云ふことでございますので、私は左樣了解して此質疑を終らうと思ひます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　若槻君の先ほどの御質問に御答を致しますが、其問答に付て行違ひのあつたと云ふやうなことを御辯明でありまするが、御辯明に依つて御趣意は了解いたしました、併ながら更に私も亦補つて置きたいのは、外國貿易を禁止する云々に付て、何か禁止と云ふ言葉を制限にでも變へたかの如き感を與へるやうに聞こえましたが、是は私は衆議院に於ても本會議、委員會は無論のことであります、當議場に於て屢々申したので、殊更に禁止と云ふ言葉を制限と改めるのではありませぬ、即ち禁止でも制限でも左まで重きを置くことではありませぬから、どちらでも宜しいが私の言つた言葉は左樣であると昨日申したのであります、それは屢々繰返したので多くの方々は御記憶でありませうが、物價調節を根本的に調節せむとすれば源に遡らざるを得ない、其源に遡れば外國貿易にあるのである、即ち輸出超過して日本の富が非常に增し經濟の膨脹を來たしたのであるから、根本的にと云へば根本に遡らなければならぬ、根本に遡つて外國貿易を制限して俄に經濟界に擾亂を來たし不景氣を釀すやうなことは甚だ國家の爲に不利益と考へるから、左樣なる即ち俄に經濟界を攪亂いたし不景氣を來たすと云ふことのない範圍に於て物價調節を努めて居るのである、斯樣な言葉で誤解を生じたことは遺憾でありますけれども、此の趣意は屢々繰返して世間に明瞭になつて居ることゝ思ひますから、念の爲に若槻君に申して置くのであります、又米の輸出云々と云ふ御話もありました、それは私もさう了解して御答をしたのであります、輸出を制限しても差支ないぢやないかと云ふ御趣意より立論せられたやうであります、輸出を制限して差支ない、制限をするので[illegible]ます、併し根本に遡つて大なる打撃を外國貿易に與へましたならば非常に經濟界に擾亂を來たすでありませう、一部一部には制限を致し禁止も致し、何れに致しても相當の處置を執ることは差支ないのであります、是が即ち根本的に經濟界に擾亂を來たさざる[illegible]、不景氣を來たさざる範圍に於て調節いたしたいと云ふことを申したのを證明するのであります、それなのことはまだ何か御述べのこともありましたけれども先づ枝葉の問題と致しまして強ひて申す必要もなからうと考へますが、撤兵のことに付て段々御議論であります、其中に國民一致少くも多數撤兵を希望して居ると云ふ御言葉に付て兒玉伯爵の御質問に、御答になつた所で明瞭いたして居りますが、國民が少くとも多數撤兵を希望して居ると云ふことは若槻君の見解は同樣でありませう、私共左樣に思はぬ、現に衆議院に於ても我々は撤兵論である撤兵を希望するのである、斯う云ふことを言明して政府に質問される方々は憲政會の諸君のみであります、其他如何なる派の人も我々は撤兵論であると云々と申された方はありませぬ、衆議院は左樣な次第であります、世間には如何なる議論があるかも知れませぬ、衆議院に於て撤兵論は、衆議院の議論に於ては多數と見られませぬ、斯樣なる次第で撤兵は國民大多數の希望であると云ふことには私は御同意出來兼ねます、其議論は各々見る所を異に致しますから強ひて爭はぬと致しまして「チエック、スローヴアック」の救援に付きましては「チエック、スローヴアック」は勝手に動いて居る、人道の問題に於て救濟するのは宜しいけれども、彼等が勝手に行動する者に、日本の兵は血を流して迄も救援しなければならぬことはないぢやないかと云ふ御議論に拜聽したのであります、それならば非常なる間違であります、固より大正七年八月に宣言を致して出兵を致したのは戰爭をする爲ではないのであります、鐵道を守備し「チエック、スローヴアック」を救濟いたさうと云へば勢ひ戰になる場合もあるのでありますけれども、根本の目的は戰爭でないことは明瞭なることであります加之當時は如何なる時期であつたと云ふことを若槻君が御一考になれば明瞭するのであります、當時は戰爭中であります、休戰は一昨年の暮でありますから、出兵したのが八月であります、戰爭中でありま

す、戰爭中であるが故に列國の協議は如何なることであつたかと云へば、各方面に兵を進めて居つた時代であります、此時に當つて「チェック、スローヴァック」なるものは御承知の通り同と露西亞の捕虜となつたものでありますけれども、聯合國の爲に墺獨の聯合國に對して戰爭を致して居つたのであります、故に彼が勝手に行動をするに非ずして聯合諸國の協議に依つて彼は墺獨、即ち敵國に對して干戈を執つて居つたのであります、故に自分共「チェック、スローヴァック」を救援して居る、彼が勝手に東に行けば東に行き西に行けば西に行くと云ふ、單純なる人道のみを以て血を流して救援して居ると云ふのではありません、加之當時に戰爭中如何なる狀態であつたかと申せば「チェック、スローヴァック」救援の爲に我國は兵を出し西比利亞の通路は開けたのでありますが、更に段々反過激軍の行動に依つて「チェック、スローヴァック」は之と力を併せまして西に向つて進んだのであります、然して丁度英吉利が支持いたしまして西の方へ進んで參つて「アルカンゼリ」方面に達して連絡を通じて「チェック、スローヴァック」は本國に歸らうと云ふ行動を執つたのであります、是は聯合國の協議の上で左樣いたした是は目的を當時達して居りましたならば「モスコー」に達し、反過激軍は旺盛に相成つたのでありませう「チェック、スローヴァック」も「アルカンゼリ」より歸國いたすことが出來たのであります、併し其後一方休戰となり更に變化を見たと云ふ事情であります、是は議論に非ずして事實であります、戰爭中共に力を併せて戰つたもので、獨り人道の上のみならず、之を見棄てゝ顧みないと云ふことは我が國民の爲さゞる所であります、少くも國民多數は斯樣なる者を見棄てゝ救はないと云ふやうなことは我が國民にない筈と私は考へるのであります、故に今日我等は救援いたしまして本國に歸る道を付けたいものと考へて居るのであります、又英佛の兵を引きましたことや何かに付て色々御說でありますが、是は御見解次第で强ひて爭ふ必要は無論ないのであります併ながら英吉利が兵を引き、佛蘭西は一部は兵を置くか知らぬが、兎も角に英佛諸國が露西亞より兵を引きましたと云ふことに付て若槻君が露西亞は露西亞人に任すが宜しい、露西亞人に依つて治むるが宜しい、又過激派なるものも秩序が立つたやうであるが故に兵を引いたと云ふ御見解のやうであります、私共は左樣には見ません、英佛兵を引く、殊に英吉利の兵を引くのは英吉利の內地の國狀に基くと私は鑑定いたす、內國の事情より兵を引いたであらうかと察します、何れに致しましても之を自衞的と申せば少しく當らぬか知りませぬが、自國本位で爲した行動であらうと思はれます、けれども他國の行動を此處で御互に議論を致しまして何れにあると云ふことを論定する必要のないことは無論であります、英佛の兵を引きましたのは若槻君は露西亞の安定の爲に引いたと云ふ御見解であれば是も御見解として置く外ありません、私共は左樣に見て居りません、又日本に於ても今日兵を引くとか引かぬとか云ふことは「チェック、スロヴァキア」の救援を致すと云ふことは無論でありますが、尙ほ且つ他國が引いたから引くとか引かぬとか云ふやうな、或はあの地方の人民が日本兵を好んで居るからとか厭うて居るからとか云ふやうなことばかりで行動は出來まいと思ひます、それは屢々申したるが如く接壤地の關係其他から申せば誰にも解ることである、故に單純に今日直ちに撤兵をする或は撤兵をしないと云ふことを明言することは彼の地に對する影響から考へましても外交上の及ぼす所の影響から考へましても、今日は其時機でないと申さゞるを得ぬのであります、何れに致しましても我國の立場より我國を本位として考へたる政策より割出して此行動を致さゞるを得ぬのであります、他國に追隨することも或る場合には已むを得ないけれども始終各國に追從いたしまして其爲すが儘に日本も爲すと云ふ譯には參りますまいと思ひます、又撤兵を明言すれば內外共に安心を致すやうに、尠くも國民の多數は希望して居るからと云ふことでありますが、私は屢々明言いたして、國民の多數は今日尙ほ兵を留むるの已むを得ざるを了解して居るだらうと思ひます、相當な時期になりますれば兵を引くことは誰にも解つて居る事柄でありますが、今日唯今撤兵の出來ぬ位な事情は誰にも解つて居るだらうと私は考へて居るのであります、又高田の半箇師團を出したことに付て陸軍當局より御聽きになりたいと云ふことでありますから、强ひて私から答辯いたす必要は無論ありませぬが、併ながら昨日申したことを繰返して申すことは必要だらうと思ひます、日米協商の上に兵を出したのでありますから、更に增員を致さう、若くは西比利亞の問題を解決いたさうと云ふには、矢張り日米相談を致すことは適當の順序であらうと私は思ふのである、故に米國に向つて既に新聞等に依つて發表いたしたる如く提議を致し、此協議の纏まるまで兵を出さずに置いたことは事實であります、成るべくなら兩國力を竝せて出したいと考へたから兵を出さずに居つたのは事實でありますが併ながら亞米利加は左樣に參らぬと云ふ狀況でありましたから、日本が單獨に出兵を致しました、此顚末は公表いたして明でありますが併ながら陸軍大臣の申した我兵の何と申しましたか自衞的のやうな必要があつて出兵した、それ程急に迫つて居るものならば他國に相談いたす必要もないぢやなからうか、其間もなからうぢやないか、無論の話であります、左樣定に迫つて相談する間もないものならば、日本單獨に出兵いたすことは無論の話で、列國も亦之を諒しませう、甚だ困難な狀況には迫つて居りましたけれども、併ながら成るべくならば日米協商を致して出兵を致して差支ない次第でありましたから、其事を相談を致した、其相談する程の餘裕がなかつたのでありますれば、相談いたさずに通告いたして無論宜いのであります、それは唯時の問題、其時の事情に過ぎないのである、即ち相談を致して出兵を……相談の上に救援隊を送つて差支ない時機でありましたから左樣に協議を致して協議の結果、即ち向ふでは兵を增すことは出來ないと云ふことでありましたから、日本は單獨に兵を出した守備の足らざる所を此兵に依つて補ふ所の方針を採つたのであります、それから是は枝葉のやうですけれども、屢々御話中に何か戰爭して居るやうにばかりの御話でありますけれども、是は戰爭の目的でないと云ふことは既に申した通りでありますが、併し勢ひ所々に過激派なり何なり參りますれば……守備を侵す者が參れば戰はなければならぬのであります當然のことでありませうが、併し之を以て戰爭の爲に兵を出して居るものと云ふことは出來まいと私は思ひます、守備の爲に兵を出して此守備の手薄な所は兵を增さなければならぬ、殊に「オムスク」政府は御承知の如き狀態に立至つて滅亡いたしました、尙更以て所在過激派が勢が得、過激派ならざる者も過激派に感染する虞もありますから、旁々以て今日までの守備兵では足らぬのでありますから、之に增員すると云ふことは已むを得ないことである、それが爲には多少の時は要しても差支ないのでありますから、亞米利加とも協議を致し成るべくなら協議の結果兩國とも致したいと考へたのでありますけれども、米國は左樣に參らぬと云ふ爲に、日本のみ出兵いたしたと云ふ顚末であります、大概之を以て御質問の要點には御答へ致したやうに考へまするが、之を要するに西比利亞より今日此場合直ちに撤兵する、若くは長く撤兵しないと云ふやうなことを申すべき時機にあらずと御了解を願ひたい。

○若槻禮次郎君　最後の質問に對する御答辯は總理大臣からも御答辯がありましたが、是は前にも御願ひ申上げた通り軍事當局の方から責任のある御答辯を願ひたいのであります、總理大臣の御答辯はありましたけれども、尙ほ私は陸軍大臣の之に對して御答あらむことを今から留保して願つて置くのであります、而して總理大臣の御答辯になりましたことに悉く私は御尤もであるとは思ひませぬけれども、此以上は御尋は致しませぬが、唯私の申したと仰せになることで正して置かなければならぬから是だけ申上げて置きますが、私共は英佛が露國にやらして定めしむると云ふ理由を以て撤兵した、兵器の供給も止めたと云ふやうには申しませぬそこには順序がありますから英佛は兵を引いたそれから兵器の供給等も止めた、それから形勢を見て露國のことは露國をして之を治めしむると云ふ考を持つたものと私は見て居ります、斯う云ふやうに申上げたのでありますから是だけのことは一言正して置きます。

○議長（公爵德川家達君）　唯今若槻君の御述になりました陸軍大臣よりの答辯のことでありますが、本日陸軍次官も出席せられて居りますから、若槻君の御質疑の趣意は必ず大臣に話されることゝ存じます他日大臣の出席の叶ひます時に若槻君に答辯をされるやうに議長からも傳へて置きませう。

「矢口長右衞門君發言の許可を求む」

○議長（公爵德川家達君）　矢口君何ですか。

○矢口長右衞門君　議長に伺ひたいと思ひます。

○議長（公爵德川家達君）　私に……

○矢口長右衞門君　先刻若槻君と兒玉伯爵と問答の中に、所謂質問の質問を致した、斯う云ふ風な事實がちよつと見えますので、私の寡聞未だ斯う云ふ例は餘り精しく存じて居りませぬ、茲に議場に臨んで

居りましても質問と云ふことに質問を致したいことは時々でございます、けれども徒に議事を長くすると云ふ虞があるので、本員は控へて居りましたのですけれども、御質問者に質問すると云ふやうなことは是れは是までに澤山例がありましたのですか、又是よりさう云ふことを時々いたしても差支ないのでございますか、さう云ふ點に付て議席に著いて色々參考になるのでありますから、一應議長の御意見を伺ひたい。

○議長(公爵德川家達君) 矢口君に御答へ致します唯今兒玉伯爵が若槻君の政府に對する質疑に對する質疑を求められましたが、先例もあり、差支はないと考へまして許しました、併し是は程度の問題でありますから、議員諸君の賢明なる御判斷に任せたいと思ひます……次は藤村男爵、總理大臣に御質疑を御述べになることを望みます。

〔男爵藤村義朗君演壇に登る〕

○男爵藤村義朗君 總理大臣に御尋を申上げまする前に、私の今朝の質問に對しまして、各大臣より御答辯を煩はしましたが、其中大藏大臣には私の將來に於ける財界の見込を御尋ね申上げましたのに對しまして、さう云ふ豫想は避けたい、豫算を作成するに於ては過去の事實に依つて作るものであるから、將來のことは言はんでも宜からう、と云ふやうな御答であつたのでございます、私は無論豫算のことは甚だ知識がございませぬが、豫算を編成いたしますに付きましては必ず將來のことは豫想に入れて編成されるものと心得て居りました、唯今の大臣の御說明で、將來のことは餘り考の中に入れて居らぬと云ふやうな御答で、私はもうそれで質問は打切ります農商務大臣にはもう少し進んで伺ひたいこともございますが、御席に御出でになりませぬから豫算委員會に讓ります、內務大臣と遞信大臣の御答辯は能く了承いたしました、是れより物價問題に移りまして總理大臣に聊か御尋ね致したいと思ふのであります本問題に付きましては既に當院でも衆議院でも厭諄い程に大小亘細の問題に亘つて質疑應答があつた、既に昨日も廣澤伯及若槻さんから色々の御質問がございました(それにも拘らず私が更に又茲で御質問申上げますことは甚だ諄いやうでございますが、まだどうも私にも政府の意が了解が出來ませぬので、政府に對しまして甚だ御面倒とは存じまするが、少く私に質問の趣意を述べさして頂きたいと思ひます物價調節に關係しまして、つい唯今も總理大臣の御述になりました如く、政府の御意見は根本的に調節を圖つて物價の下落を期するには其の源に溯つて騰貴の最大原因を爲して居る所の外國貿易に制限を加へなければならぬ、併しながら急激に制限を加へたならば經濟界を攪亂して世間の不景氣を招來する、それは國家の利害に顧みて爲し能はぬことである、さう云ふ經濟界を攪亂せない限りに於いて調節を圖りたい故にさう急激に効果が見えるものではない、徐々にやるべきであると云ふやうな仰せである、併しながら又部分的の調節に付いては都市に於いて社會政策的調節と申しませうか、色々の施設を施して居るが、是は相當に効果も認めて居るやうである、尙ほそれでもいかなければ徹底的にやる積りで、決して政府は放任もして居らなければ等閑にも附して居らぬと云ふ御話のやうに伺つて居ります、成る程色々の問題、或は關稅の方面からも亦食糧の方面からも、又唯今申上げた社會政策的施設の方面からも種々の方面から政府は大分苦心になつて調節の途を盡して居られる、而して私は決して其効果がないとは申上げませぬ、効果がないとは申しませぬが我々の望む國民が期待して居るだけの調節はまだ付て居らぬと私は認めて居る、何故なれば昨日も廣澤君が言はれた通りに、物價は日に月に騰貴を重ねつゝある廣澤君の御話に一月は十二月に比べて三分三厘餘の騰貴を示して居ると云ふ御話もあつた、又同じ日本銀行の調査に依りますれば昨年の一月と今年の一月を比べますと卸賣値段でも四割以上の平均の物價の騰貴を見て居る尙ほ少しく精しく申上げますれば建築材料、即ち材木は五割以上騰貴して居る、いや今のは違ひました、綿絲が七割以上騰貴、肥料も同じく七割以上の騰貴砂糖が九割の騰貴、材木は倍額の騰貴をして居る、米は政府の色々の御苦心の結果と見えまして騰貴の度合が他の物價割合には少うございます、即ち三割三分程の騰貴になつて居る其故か知りませぬが、私が承りますと田舍の小作人の百姓は今日では米以外の物價騰貴に苦しんで、もう自分の耕して居ります田地を地主に返上してどし〳〵桑畑の方に出掛けて行くと云ふやうな事を聞いて居ります其結果斯樣に物價が騰貴しまする結果、國民の生活就中、中等階級、下等階級の國民の生活と云ふものは日に日に脅威を受けて居る、此際出來るだけ速に何とかしませぬと云ふと、如何なる危險が發生せらるゝや、私は分らぬと思ひます、それを物價が騰貴しても大騷動が起らぬからまだ宜からう、或は外國には物價の調節が出來た例しがない、參考とするものがないからどうにもすることは出來ない、或は物價の騰貴は世界共通の大勢であると云ふやうなことを申して、悠々として居つては私は大變なことにならうと思ふ、政府に伺ひたいのは抑々政府が外國貿易を制限すれば經濟界を攪亂すると云ふ不景氣を招くと申すことは一體貿易の如何なる部分を如何なる程度に於いて制限すれば經濟を攪亂すると云ふのであるか、唯貿易を制限すれば經濟に容易ならぬ影響を來たすと云ふことは誠に御尤のやうに聞えますが、無論程度問題でございまするので、どの位の程度に政府は御考であるかと云ふことを、私は伺ひたい、例へて見れば或は輸出を全然禁止しなければ物價は下らぬと云ふことであるか、或は全然禁止しなくても一般的に或る部分を輸出を禁止する、即ち生活の必需品と云はれない生絲乃至羽二重の如き物まで、或る程度に於て制限しなければ物價は下がらぬと云ふ意味であるか、或は既に政府に於て相當の制限を加へられて居られます、商品以外の例へば工業の燃料であつて今日日本に最も必要であつて、而かも其價格は非常に暴騰をして居りまする石炭の如き今日に於て尙ほ三百萬噸以上の輸出入額を見て居りますが之を制限する、或は今申した倍額の騰貴を來たして居ります建築材料の木材、是も同じく年々三千萬圓以上の輸出になつて居ると思つて居りますが之を禁止すると云ふ位のことをしなければ物價は下がらぬと云ふやうな御考へであるか、其邊の御考かどうも私に能く了解いたしませぬので、どうぞ其事に付て外國貿易の如何なる部分に對して、如何なる程度の制限を加へたらば經濟界を攪亂するか即ち物價を下げるかと云ふことを伺ひ得られゝば伺ひたいと思ひます、兎に角政府に於かれても不景氣を來たすと云ふことは甚だ宜しくないやうなことに考へて居られますが、併しながら少く進んで考へまするとと云ふと、一時輸出に制限を加へて不景氣を將來すると云ふことゝ、國民生活の安定を圖る爲に物價を下げると云ふことが、何れが重きか何れが輕きと云ふことに付て、私などは若し國民生活の安定が期し得られますものならば、此際に於ては成るべく輸出に制限を加へて不景氣を將來すると云ふやうなことがあつても、制限を加へた方が宜くはないかと云ふ考を持つて居ります、又此不景氣を將來すると云ふことに付きましても、私などの見渡して居りまする所に依りまして、今朝も申上げた通りに經濟界は實に反動期に這入つて眞面目に堅實なる資本家事業家に、最早整理時代に入つて、それ〴〵緊縮して居る、寧ろ世間が餘りに石鹸球のやうに膨脹して居るのを氣遣つて、相當の程度に於て緊縮を望んで居るやうな時代かと思ひます唯物價騰貴を利用して空景氣を煽り、唯景氣の好いことばかりを望んで居りまするのは虚業家或は政治を利用して金の爲に有り附かむとして居る政黨の末輩位な者だらうと思ひます、唯今申上げました通りに(どうも今少し具體的な說明を承りませぬと外國貿易を制限すれば經濟界を攪亂すると云ふ政府の御說には少々首肯することが出來ませぬ、又政府は是れ以外に根本的に調節する策がないと認めて御出でになるや否や、其邊も一應參考の爲に伺つて置きたい、それから東京其外の都市に行つて居りまする社會的施設、是も我々が見て居りまする所では政府が考へて御出でになりまする程の効果が果して現はれて居るや否やと云ふことは疑問として居ります、長くは申しませぬが、要するに其組織或は設備に於ても亦餘程缺けて居る所があるやうに考へまするが、尙ほ是は改善を要すると存じまするけれども、政府に於ては如何なる御考があるか、是も序ながら併せて伺ひたい、又政府は物價調節には非常に御苦心ではありまするが、政府自身のなされる所、或は政府の御苦心を裏切つて居るまいか、即ち今朝申上げました尨大なる豫算、汽車賃の値上とか煙草の値上とか電信電話の料金改正計畫と云ふやうなものが無論物價騰貴の爲ではございませうけれども一面には矢張り其因となつて物價の騰貴を促進するものであるだらうと思ふ、斯樣に考へて參りますると云ふとどうも本當に政府が調節をなされると云ふ御意思があるのやらどうやら分らなくなる樣な始末である、どうぞもう少し明確な御答を私は得たいと考へて居りまする、尙ほ更に進んで考へますると云ふと、勿論此物價の調節と云ふものは、非常に必要なもので是非やらなければなりませぬが、併しながら單に物價を下落せしめると云ふことのみが

調節の根本の目的たる國民生活の安定を得る上に於て、物價調節のみが、唯一の方策であるや否やと云ふことに付て、多少私は疑問を持つて居る、理想を申せば物價の騰貴に應じて國民の所得が増す、生産能率が増したならば、言葉を換へて申せば、供給が増したならば、物價は騰貴すればする程私は宜いと思ふ、即ちそれは國民生活の向上改善と云ふことであつて、總て調節が付きますれば、其方が宜からうと思ふ、併ながら今日の實狀はさう云ふ譯には參りますまい、戰爭の爲に日本は米國に次いでの物價供給國になりました、其爲め輸出が旺盛になり、通貨が激増し正貨も膨脹いたす、それで又一方物資は益々不足になり今一つは資本家實業家の中には己あるを知つて國家あるを知らざる徒輩が、唯自己の利益の爲に物價を釣上げると云ふやうな手段もありましてそれ等の爲に物價が騰貴して參つた、併ながら今申上げました正貨の激増であるとか或は其間に於て國民が得ました所の富と云ふものが非常に殖えて居る則ち、日本の富力が殖えた、富力は殖えましたが是が平等と申すと語弊があるかも知れませぬが、釣合能く分配せられなかつた爲に國民の生活が困難になつて、所得の均衡が取れなくなつたと云ふ事實が茲にあるのではあるまいかと云ふことも考へて居ります、即ち國の富が其一部の階級にのみ集中せられまして、富めるものは益々富み資本は益々資本を産み、或は又大小無數の成富者流を雨後の筍の如く簇生せしめて、所謂成金と云ふものを作つた、國の富はそつちの方に増してしまつたが、併ながら國民の大多數を占めて居りまする中等階級乃至下層階級の方は、彼等の所得が物價騰貴の割合に増さなかつた爲に、貧富の差と云ふものが非常に起つて來て、さうして茲に始めて國民の生活難と云ふものが生れて來た、加之、世界の戰爭に依つて起されましたる此社會的革命……革命と申しますか、或は激變と申しますか、兎に角社會的の組織が變更されました、此波動が矢張り日本に及んで參りまして、さうして茲に日本の國民の思想上に激變を來たした、旁々右のやうな譯で精神上にも物質上にも國民の經濟生活の上に不安不穩の念を生ぜしむるに至つたと云ふことは、是は爭ふことが出來ない事實ではないかと私は考て居ります、右に付て政府は、此社會的の方面から御覽になつて居ります生活上の安定と云ふことに付てはどう云ふ御所見を持つて居られるか、政府は國家として國民の所得の均衡を得せしめ、公平にすると云ふ御考があるかどうか或は又國民の義務たる租税の負擔力を均衡せしむると云ふ目的を以て前日來總理大臣の御話になつて居ります、財政經濟調査會の御調査は進みつゝあられるのでありますか、其邊も伺つて置きたい、序でながらもう一件伺ひたいのは先達て中から政府に於かれましては、此物價の大問題等に付て重要の質問々題が起りました際に、大抵是は皆財政經濟調査會に質問中である、或は財政經濟調査會に於て調査中である、或は調査を命ずる積りであると云ふやうな御話であるし、少し面倒な問題は總て財政經濟調査會が負擔になると云ふやうなことになつて居ります、私は此會の事は能く存じませぬが此會が設置以來どう云ふ仕事を致して居るか、どの位の回數を會合して居りまするか少しく詳しく御説明を願ひたいと思ふ、是は總理大臣に願ひまして餘り恐入りますから他の政府委員の御方でも宜しうございます、私の質問は是で終ります。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君）　藤村男爵の御質問を段々拜聽いたしまして、ちよつと心覺に記憶は記載しましたけれども、或は漏れて居るかも知れませぬから、それが若し漏れましたら、更に御答を致すことに致さうと思ひます、外國貿易を制限すると云ふこと、之を制限すれば經濟界に攪亂を來たす云々と云ふことに付て、御質問が起つたやうでありまするが從つて何れを制限すればさう云ふことが起るのか、如何なる種類であるか、或は如何なる程度であるかと云ふやうな御質問を惹起したやうに承りまするが、物價調節の根本政策と云ふことに立至れば、勢ひ外國貿易の制限をしなければならぬ、それを俄にやれば經濟界の攪亂を惹起して、俄に不景氣を來たすやうなことがあるから、國家の爲に利益ならずと云ふことを屢々繰返したのでありまするが、是は何を制限すれば斯樣なことに相成るかと云ふことになりますと是は甚だ答をしにくいのであります、政府は大體の方針として御答をすることは容易であります、併ながら何の品物を制限する積りであるかと云ふことに付ては答は出來兼ねる、何故と申すと例へば生絲でも制限いたしたならば斯の如き結果を來すであらうと云ふ顯著なることに於ては、其答を致すことは出來まするけれども、是は殆ど問答の必要がないことである、其以外の品物に付きましては、政府は徒らに之を制限すれば、物價調節に制限ありと考へた時は之を實行するの時であります、將來に於きましても經濟界は種々變遷も致すでありませう、色々なる曲折もありませう、之を豫め何を制限する積りであるかと云ふことは實際に應じなければならない事柄であります、のみならず斯樣なることを豫め明言いたすことは、經濟界に對して如何なることでありませうか、甚だ危險なることのやうに私は考へるのであります、故に政府は原則なり、方針なりは繰返して申して差支ないのでありますが、何を制限するかどれ位の程度にやるかと云ふことは、是は申上げられぬ、斯う云ふ事を決定いたした時には、直ちに之を實行いたさなければならぬ、即ち從來も御承知の通り關稅等に於て色々なる施設を致しました、それで是は例へば綿絲の輸出を制限すれば宜いと考へたときには、直ちに之を實行しなければならないのであります、苟も必要を見たときには之を制限して物價調節に是が利益すると云ふ方針を取つて著々進行する事は出來ますけれども、前以て之をやれば宜いあれをやれば宜いと云ふ事を申すと、色々經濟界に對して甚だ危險な事と考へるのみならず、左樣に申した所で經濟界の變化は日々止みませぬから、今日申した所で果して宜いと考へた所がそれが出來ませうか、要するに之が原則を定めて、此原則に從つて後は實行的に施設するより外はないと考へますから何を制限すると云ふことがあるかと云ふことは、唯今申した如く生絲の如きものに對しては、是はもう問答にならないと致しますれば他の物に付ては茲に容易に申上げ得る問題ではないと考へるのであります、それから外國貿易を制限して、不景氣を來たしても差支ないぢやないかと云ふやうな御見込もありましたが、是も或は場合に依つては差支あつても無くても已むを得ない、自然に起る問題かも知れませぬ、併ながら制限の仕方にも依りませう、種類にも依りませう、俄に不景氣を來たしても宜いと云ふことは大體に於てなからうと思ひますが、併し少々位の不景氣があつても構はないから、外國貿易の制限なり、其他の事なりは取つて宜からうと云ふことは御尤の事と私は考へるのであります、いつぞや上山君から御質問があつて其事を申しましたが、政府は不景氣を避けたい、それを幾ら避けやうとしても、漸次不景氣が參るかも知れないのであります、即ち急激な不景氣を釀さぬやうにしたいと考へて居るのであります、從つて多少外國貿易を減らしました爲に不景氣が來ぬとは限らぬのでありますけれども、成るべく俄に急激の不景氣を惹起さないやうにして此經濟界を保つて行きたいと考へて居るのであります、それから是までやつた所の物價調節以外には何等政策がないのかと云ふ御尋でありますが、政府は唯今申します通りの方針を取つて居ります、而して調節の目的を達したりとは、今日考へて居りませぬ既に調節の目的を達しないと政府が認めて居る以上は、今後に於て此調節の目的に向つて、段々進んで參る積りでありますから、無論今日まで致した所を以て足れりとは致して居らないのであります、社會政策を、都會に於て行ひました所の社會政策は尚ほ改善の餘地あるやうであるが、どうかと云ふ事でありましたが、御尤の御話であります、政府は尚ほ十分に改善の餘地ありと考へて居ります、又改善しなければならぬと思つて居ります、又今日まで行ひました社會政策以外にも更に相當の方法があれば之を行つて結局此社會政策を徹底的に効果あるやうに致したいと考へて居りますから尚ほ之に向つて十分考慮いたしたいと思つて居ります例へば公設市場の如きも俄に作りまして唯數は増加しましたが、之を整頓いたし、有効なるものに致すと云ふ事は公設市場其物に付ても餘地あることゝ考へまする、況や社會政策の各方面に亘つては尚ほ改善の餘地あらうと考へまするから、此講究を致して著々其進歩を致したいと考へて居るのであります、それから豫算の膨脹は却つて物價騰貴の原因になりはしないかと云ふことでありますが、見やうに依つては左樣相成りませぬ又幾分左樣な事實がありませう、現に先般も物價騰貴の爲に官吏の臨時手當を増加しましたら、直ちに日用品のことでありませう、直ちに値段を上げたと云ふこともあつたと申しますから、それは些細な一例でありますけれども、さう云ふ次第で、段々豫算を膨脹しましたならば、多少物價を上げる原因をなさぬとは限りますまい、併ながら現に物價が騰貴いたして居るのに、之を捨てゝ置くと云ふことは出來ないのであります、物價が騰貴いたして居るからと云つて、設備を見合して居ることは出來ない、矢張

り之に依つて段々設備を致し、段々其價の低落を計らなければならぬ、是も卑近なる一例に過ぎませぬけれども、例へば電話の如き、段々[illegible]いたして、今日は何千圓一箇の電話は致して居ると云ふことであります、若し電話の數を増しましたならば勢ひ價は下がるでありませうと思ふのであります、數を増さうとすれば勢ひ豫算を膨脹して金を使はなければならぬのであります、原因とも、結果ともなりませうが、それは已むを得ぬのであります、煙草などに付ても、先般大藏大臣から御答いたしたやうに、煙草の耕作人に賠償金を多く拂はなければ煙草を耕作しない、仕方がないから賠償金の多く出す、賠償金を多く出せば煙草の値段が上つて來ると云ふことで已むを得ぬ結果であります、是は何れにしても段々經濟界が變化いたしまして、物價が下がることに相成りますれば、其時に豫算は又緩やかにも相成りませうが、今日の所は皆已むを得ぬ結果であると御承知を願つて置きたいのであります、それから國民負擔の均衡を計る意思なきやと云ふ御質問のやうに承りましたが、是は無論であります、藤村君の言はれました通り、是は經濟學者の見積に依りますから私共から彼是申すも如何かと思ひますけれども、現在の經濟を論ずる人々は、多く富が不平均である。富む者は益々富み、然らざる者は益々困難に陷る、貧富の懸隔を生じた、色々ありませうけれども、富める者は益々富みませうが、又勞働などを致して居る者は相當餘裕を生じて居ると云ふこともある、一概に學者の議論通りであらうか、否かは分りませぬけれども、兎に角に假に膨脹したる經濟界でありますから、富の平均を得て居らぬ所が多々あらうと思ひます、之に對しては政府は人爲的に如何なる命令を以て如何に致すと云ふことは無論出來ませぬから、是は數年を待たなければいかぬことでありませうけれども、併し政府は出來得る限りは注意を致したいと思ひますが、先般當議會の議題になつて委員に付託せられました所得税法の如きも、段々富める者に十分に取りまして、比較的收入の少い者は輕く致して、遂に六百圓以下の者は免税に致したと云ふやうなることも、即ち此政策の一端を現はして居るのであります、凡そ此負擔の均衡を得るやうに政府は方針を立てゝ居ります、一面から申せば、社會政策にも相成りませう、或は經濟學者の議論にも副ふことゝ思ひますけれども、それは何れに致しましても、兎に角此負擔の均衡を得るやうに努めたい、然らずとも國が富めば私の言を俟たずして貧富の懸隔の出來るのは已むを得ぬ傾でありますから、成るべく之を非常なる懸隔を生じないやうに、段々均衡を得るやうに計つて參りたい、即ち今回の豫算の一例を申しましても、例へば鐵道の運賃を上げたとか、色々のことがあります、是は上げない方が宜からうと云ふことでありますけれども、是は矢張り今日激増いたしました客貨物を運ぶのには、相當なる設備を致さなければならぬ、相當の設備をすれば運賃も上げなければなりませぬ、已むを得ぬ結果に相成るのでありますが、併ながら例へば郵便葉書、信書の如きも、之を増收を計りますれば、誠に容易く一番取り易く取り得るのであります、又今日の民度に於ては一錢五厘の葉書が二錢になりました所で、三錢の信書が四錢になりました所で、左迄のことはないかも知れませぬけれども、併ながら貧富を問はずして使用いたすものは、富める者は差支ありますまいが、富まざる者も用ひなければならぬものに付ては大に意を須ひなければならぬと思ひまして、誠に取り易いものでありませうと思ひますけれども、郵便信書等に於きましては増收を計らないと云ふことで政府は毎日負擔の均衡を致したいと努めて居るのであります、又將來も之を努めたいと考へて居ります財政經濟調査會のことに付ては私より答辯せずとも誰が答辯しても宜しいと云ふことでありますが、此に之に關係の人も居りませぬ、私は此會長でありまして一番能く心得て居ります故に、私が申した方が適當であらうと思ひますが、何か何事か起れば財政經濟調査會に何も彼も讓るやうにすると云ふ御説でありますが、是は少し御無理であります、此に現はれまして……此議場に現はれました問題を財政經濟調査會に讓ると申したのではありませぬ、唯財政經濟調査會に於て、今調査を致して居るものは、どう云ふものであるかと云ふことでありまして、今日根本的に調査して居りますものは、米と鹽と、鐵と、船であります、是だけは今專門的に特別委員を設けて調べて居る、其中米の調査は餘程進捗いたして、之に要する所の費用の算用が出來ますれば、當議會に於ても或は其中に提出いたして然るべきものもあらうと、斯樣に申したこともあります、それから衆議院に於ては稅制整理の關係、稅制整理はするか、しないかと云ふことでありましたが、稅制整理は議會が濟めば直ちに財政經濟調査會に諮問を致すと云ふことを申しました、其他財政經濟調査會には將來財政經濟の根本的政策を定むる爲に色々なることを諮問いたしたいと云ふことを申したことはありましたけれども、何か起る度に、それを財政經濟調査會に諮ると逃げたやうな言を申したことはないのであります、序ながら此財政經濟調査會のことを申して置きます。

○江木千之君　私は質問を致します前に、一言總理大臣に忠言を致したいと考へるのであります、總理大臣は貴族院に黨派の爭ひを持込まれるのではないかと云ふ憂があるのであります、先刻若槻禮次郎君の質問に答へられる際に、西比利亞撤兵の論は憲政會だけの論である、斯う云ふことを申されましたが餘り黨派の爭ひに熱せられると、斯の如き言葉が出るかも知れませぬが、貴族院に於て苟も議員の言論に對して、何黨派と云ふことを眼中に置かれると云ふことは、甚だ好ましくないと考へるのであります私共の所屬團體に於ては、政友會員たる高橋男爵もあり、憲政會員たる若槻禮次郎君も居られるのである、併ながらそれ等の人の所見、議論と云ふものは高橋君ならば政友會の論に一致する所があり、若槻君の論ならば憲政會の論に一致する所があるかも知れませぬ、併ながら我々は唯可なりとする所には同意し、不可なりとするものは斥けて、眼中唯貴族院議員あるのみであります、殊に此貴族院の議場に於ては黨派、或は公黨、私黨的の考のないやうにしたいと云ふことは、數日前半公半私の席でありましたけれども、總理大臣に親しく申したこともありますが貴族院の議場に於ては、我々は撃劍の道場であると同じやうに考へて居る、面小手を著けて相對した時は、先輩であらうと師弟であらうと、兄弟であらうと、それは眼中にないのであります、又私が今日まで貴族院に於ける言動は、總て此考を以てして居ると云ふ事は、事實が蓋し之を證明して居るだらうと考へる、故に面小手を著けて相對した以上は十分に其目的を達する覺悟が無くてはならぬのであるが併ながら面小手を取つて互に一禮をしたならば早や敵も味方もないのである、衆議院ではさうは參るまいが、どうか貴族院に於てはさう云ふ考を以て致したいと云ふことに[illegible]點我々は一[illegible]總理大臣に[illegible]黨爭に熱せられて居[illegible]、大事な貴族院議員の言論が耳に[illegible]ないであらうかと考へる、西比利亞の出兵問題、之に付ては[illegible]が同僚より質問を發せられた、坂本男爵も質問[illegible]せられたが、蓋し單に一人の問題ではなからうと思ふ、幾人かの同感の人があつて其質問を出されたことゝ考へる、又廣澤伯爵の昨日の質問の如きは若槻禮次郎君の質問の趣意と全然一致して居るのである而して是も單に廣澤伯一人の考ではなからうかと考へる、貴族院の議員は斯の如く熱誠に此事は考へて居るのである、何かと言へば我が生靈を犧牲にして巨萬の資財を投じて西比利亞に出征を致して居るかところが此名義理由が正しくなければならぬ、無名の戰をするが如き形に陷つてはならぬと云ふことを心配して衷心此事は論じて居るのである、若槻禮次郎君の如きは後れ馳と申しては失禮であるかも知れぬが、一番後に此質問は發せられた次第である、貴族院の議場に於ては斯の如く此問題は現はれ而かも熱誠に論じられたのである、是が何黨派の外はさう云ふことは言ふ者はないと云ふが如きことは全く此議場の言論に重きを置かれぬ爲に斯の如くなるか、黨爭に熱せらる餘り斯の如くなるのであるか、甚だ本員は此事は憂ふるのである、我々は總理大臣を見るには決して之を一黨派の首領として見て居らぬ、列國而かも五大國の一たる大國の首相として大責任を以て國政を燮理せられる方であると我々は考へて居る其代表する所は貴族院の論も衆議院の論も一致したる所でなくてはならぬ、即ち國論を代表せられて國政に當られるものであると考へる、斯の如き言葉を發せられると云ふことは是は帝國の首相ではなくして一黨派の首領であると云ふ感を起さしむると云ふことは甚だ大國の首相として遺憾なることゝ考へるのでありまするから、どうか斯の如き御言葉は貴族院議場に於いては愼まれるやうに致したいと云ふことを私は衷心より總理大臣に希望を致して忠言を呈するのであります、それから是より私の質問に移らうと考へます、

「副議長侯爵黒田長成君議長席に著く」

私は豫算の大體に付ての質問は段々諸君の御質問がありまして之に對する政府の答辯は私をして滿足せ

しむることの出來ない點が多々ありまするが、是は最早豫算委員會に讓らうと考へるのであります、又物價問題に付ても、是も連日諸君より種々の御質問があり、又今日も其質問が出ると云ふのは到底政府の所見を此議場に徹底せしめられることの出來ない明なる證據であると考へるのである、それに付ての質問も大體は豫算委員會に讓りたいと考へますが、茲に尙ほ二三物價問題に付ての質問を致して見たいと思ひます、是は農商務大臣より答辯を得たいと思ひますが、唯今農商務大臣は居られませぬから農商務大臣の出席になりますまでは外交問題に付て一言問はむとするのであります、此點に於て御答を願ひます、其事は即ち此國際聯盟のことであるのであります、國際聯盟の規約のことであります、國際聯盟規約なるものは歐羅巴數年に亙る大戰の結果平和を望む又急なるものがあるので國際聯盟規約に加はることは無論勢ひの是は然らしむる所であらうと考へますが、此國際聯盟なるものは歐羅巴に於ては宜しいかも知らぬが、東洋諸國に於て何の用を爲すか、何等の是が用を爲すのであらうか、到底東洋諸國の國情には適當しない、行はれないと考へる點があるのであります、それは此國際聯盟規約はまだ草案である頃から私共は之を手にして色々研究を致して居つたのであるが、今日成立つた所の聯盟規約も其草案と同じものである其中了解し難いのは國際の紛議は聯盟と理事會と申しまするか、即ち聯盟「カウンシル」に持出して裁決を經る、其裁決があつて數箇月を經て初めて戰鬪準備も出來る、戰をするには其裁決があつて數箇月後になると云ふことになつて居るが、此草案を手に入れた當時から我々は疑を以ち假設的の問題を以て是は東洋にはむづかしいと云ふことを申したのであります、是は何であるかと申すと我隣では支那と云ふが如き實に無法な國がある、排日を以て國民教育の基本として國民教育をして居る亂暴な國がある、是は過日質問いたした時に述べた通りである、是が如何なる無法のことを仕出すかは實に懸念に堪へぬと云ふことを假設的に申して居つたのであります、所が其假設的の問題を申して心配いたして居つた事が、過日是が將に實現せむとして來つたのである、即ち福州事件である、俄然我が海兵を、陸戰隊を上げねばならぬと云ふやうな狀態に立到つた、我々の假設的の問題にして居つたものが將に實現せむとしたのであります、此場合に於て其陸戰隊を上陸せしむる場合に於て、彼の國の政府は之を拒む、我國の治安は我國で保つから兵を引揚げて吳れと云ふことを談判に來る、所が我が國民の保護上からして、斯の如き不安心な交渉は受けることは出來ない、陸戰隊は引揚げることは出來ないと云ふことになると、彼れに腕力を以ても引揚げさすと云ふことになると、彼の國の正旗兵と我國の正規兵との衝突が起る、即ち國際公法の上に於ける所の戰端が開ける東洋に於ては斯の如く時々戰端の開ける場合が度々あるのであらうと考へられる、之を國際間の紛議として聯盟の規約に訴へて採決を待つて三箇月後に戰さをすると云ふことはやらうとしても是は出來やしないのであります、此國際聯盟規約なるものは東洋に取つては、唯支那と我國のみならず其他の東洋諸國の間の關係に付ても到底是は實行の出來るものでないと考へるのであります、斯の如き國際聯盟規約は、我が帝國に取つて外務大臣は「シヤンパン」の杯を擧げて非常に御喜びのやうであるが、どう云ふ點が喜ぶべきであるか是れ實に我國の爲に憂ふべきものでないかと考へるが、此邊に付ての御所見は如何でありませうか、伺ひたいと考へて居ります。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君） 江木君の先刻私の演說に付て御注意でありますが、御注意の段は深く感謝いたします、併ながら此議場に於て黨爭云々を持出すか宜しくないと云ふことでございますが、左樣な意思は毛頭ありませぬ、又不肖ながら私は現職に居りまして黨派の大臣でない位のことは明に心得て居ります今日の私の言葉は今日の速記錄を御覽になれば明瞭いたしませう、若槻君は西比利亞撤兵は國論なりとして、國家の輿論なりとする、少くも大多數は撤兵論であると云はれるのである、私は之に御同意は出來ないのであります、西比利亞撤兵は國民多數の輿論なりとは認めませぬ、國民多數は寧ろ、今日の狀態に於て撤兵の時期でないと云ふ位の事は皆了解して居ると云ふことの見地より問答を重ねたのであります、從つて若槻君は何の見る所あつたのか分りませぬけれども、切りに國民多數が撤兵を希望して居るのに政府が何故か自ら好んで駐兵を致して居る、不必要なる兵を駐めると云ふやうなる御見地よりの御議論でありました、さうぢやない世間の論は空漠として取り所はありますまいけれども、茲に國民より選ばれて居る所の衆議院の狀態を御紹介いたしましたならば御了解をされるだらうと考へまして之を申した、衆議院の議場に於いては衆議院の速記錄を御覽になれば明瞭いたします、明に自分は撤兵論である

「議長公爵德川家達君議長席に復す」

政府は何故に撤兵を今日せられないか、斯樣な問をされたのは二人ある、二人とも憲政會の人であります、國民の輿論なりと云ふことを强く言はれます故に、國民の輿論に非ずと云ふことを證明するが爲に衆議院の狀態を申したのであります、當議場の狀態を申したのでありませぬ、是は又僞ならざることであります、衆議院の速記を御覽になれば明瞭いたします今日私の御答いたしましたのは之を申したに過ぎぬのであります、是も申して宜しいかどうかと云ふことは各々見る所に依りませう、それは强ひて爭ふ餘地はありませぬ、私が黨爭に熱して當議場に黨爭を持込んでないと云ふことだけ御了解を得て置きます、それから國際聯盟のことに付ては外務大臣より御答いたした方が宜しからうと思ひます、私は御答いたしませぬ。

〔國務大臣子爵內田康哉君演壇に登る〕

○國務大臣（子爵內田康哉君） 江木君より國際聯盟のことに付て御質問がありましたが、國際聯盟は西洋には或は宜しいかも知れぬが東洋に於てはそれが果して行はれるものであるか否かを疑ふと云ふやうな御趣意であつたのであります、是は申す迄もなく今般の國際聯盟は世界永遠の平和を樹立せむが爲に規定されたものでありまして、此世界永遠の平和を維持すると云ふことに對しましては、日本は開國以來其主義を經て來た次第であります、全幅の贊成を表した次第であります、決して此聯盟が洋の東西に依つて異なると云ふことは私はなからうと思ふ、詰り其精神に於きましては日英同盟も同じことである唯日英同盟は主に極東印度方面を規定して居る、是は世間全般に亙つたことである、唯今の御質問中に福州の例を擧げられまして、萬一斯の如き事件に於て日本と支那とに於て何か爭ひを起した場合に、三箇月の間干戈を執ることが出來ないとか何とか云ふやうなことがあつては甚だ面白くない話である、國の存亡に關するやうな事柄を斯の如く期限を附せられると云ふことは甚だ面白くないと云ふやうな御質問の趣意であるやうに聽取りました、此國際上に於ける紛爭を國際聯盟の理事會若くは國際聯盟に依つて新に設けられます仲裁機關に付することに付ては幾箇條の規定があります、唯今の御質問の如く單に福州事件の如くと云ふ御質問ではどう云ふ場合に當るか茲に明答いたすことを憚ります、是は一々其事件に係りまして此條項に引當てゝ之を決するより外なからうと思ふ、此理事會に付しますに致しましても又は仲裁機關に付しますに致しましても、是れは兩方合意の上でなくちやならぬことになつて居る次第でありますから、自ら日支の間に何か面白からざることがありましても、其間には色々の手續があつて直ちに干戈を執つて之に向はなければならぬと云ふやうな場合は私はなからうと思ふ、一々概括的にどう云ふ場合にどうすることが出來ないと云ふやうなことに對しまして、茲に答辯を致しますことは先刻申した通り甚だ難いことゝ思ひますから、何れ其の事件に依つて之を裁定するより外なからうと思ふ、是れだけ御答へ致します。

○議長（公爵德川家達君） 此際會議時間の延長を宣告いたします。

○江木千之君 外務大臣は私の質問の趣意を御了解にならなかつたで唯今のやうな御答があつたらうと思ひます、國際爭議を聯盟委員に訴へる、裁決があつて三箇月の中に云々と云ふことは是は國際聯盟規約の中に規定してありますのでありますが、其規定してあるやうな調子に事が參れば問題が起らぬ、排日を盛んにやつた我が居留民は鏖に會ふと云ふやうな場合に、殺される者は殺される儘にして置いて、國際聯盟に訴へやうと云ふやうな、まさか手ぬるい事は政府も出來まいと思ふ、我が居留民が危害を加へらるれば陸戰隊でも上げて、之を直ちに保護しなくてはならぬと云ふことが起る、即ち二箇月も其儘にして置いて……此場合に處して彼は之を拒むと云ふことになると我も引上げぬと言つて茲に衝突が起つて、所謂立派な戰端が開けるのである、國際聯盟の規約を相手にして我が國民が殺されるなら殺されるまで待つて居る、それから聯盟事務所に訴へて行くと云ひますれば如何に此のろまの政府でもそんな政府は日本には出來まいと思ふ即ち過日の福州事件

の如きは敏捷な陸軍である、我が國民を救ふ爲に直ちに兵を上げぬならぬと云ふ時に彼は之に抗議を申込む我は聞かない、茲で衝突が起るのである、三箇月を待つて、それから國際聯盟の委員會に出掛けて行つて戰さが起る、それが實際の有樣であり、聯盟規約などと云ふものは詰り反古になるではないかと云ふことを御尋ねしたのでありますが、尚ほ御分りになりませぬければもつと精しく申上げますが御分りになつたならばそれを御返答を願ひたい。

〔國務大臣子爵内田康哉君演壇に登る〕

○國務大臣(子爵内田康哉君)　唯今の御質問に御答へ致しますが、福州事件を例として更に御話がありましたが、此福州事件の場合の如き時に我が陸戰隊を上げ、若くは艦を派遣するが如き事は私は戰爭行爲とは見て居ない、戰爭に行きますまでには色々の手續もある話でありますし、又我臣民が虐殺される場合に對しまして之に對して應急の手段を講ずることは當り前のことであらうと思ふ、若し我が態度に對して支那の方で戰鬪を開始いたしました時には、是はもう支那の罪である、直ちに之に應戰するより外なからうと思ふ、けれども此國際規約の規定に依つて日支の間に之を理事會に或は付し、或は之を仲裁機關に付すると云ふことは日本國は五大國の一として努むべきことであらうと思ふ、それを聞かずして支那の方から戰鬪行爲に出れば其責支那にあると思ふ、直ちに或る事件が起つて日本人が虐殺されたから戰さをしなくちやならぬと云ふ私は歸結は來ないと思ふ、出來得る限り私は穩和なる手段を盡して之れを理事會に訴へ若くは調査機關に訴へて支那が聞かなかつた場合には仕樣がない、直ちに戰爭行爲を取ると云ふ如き態度は日本の今日の位置と致しましては餘程愼重に考慮を私は要することだらうと思ふ、御承知を願ひます。

○江木千之君　半分御分になつたやうでありますから、もう少し申したら全く御了解になるかも知れませぬ、成るほど我國が戰鬪行爲をした事は無論ない我は我が國民を保護する爲に陸戰隊を上げる、我國の正規兵を上陸させるのである、所で彼が拒む、彼が無理をする、如何にも責は彼にある、責は彼にあると仰せられたが、其責任の存在を問ふのではないが其通りである、責は彼にある、彼が之を退けやうとするから此に正旗兵と正規兵の衝突が起る、是即ち戰ひなり、さうなれば責は無論彼にあるのでありますす我國は決してさう云ふ戰さをしやうと云ふのでない國民を保護しやうと思つて上陸させてやる、彼が拒む、さうして遂に干戈を交へるに至つたんであるそれは責は無論彼にあるのでありますが、さうなると國際紛議を聯盟の役所へ持つて行つて三箇月後にどうする、矢張りそれから追々戰爭を始めると云ふやうな規定と云ふものは反古になるのである、反古になると云ふ御考ならそれで宜しうございます。

〔國務大臣子爵内田康哉君演壇に登る〕

○國務大臣(子爵内田康哉君)　江木君の御考では地方に或る事件が起つて之に對して我が臣民の保護上日本が應急の手段を取れば、或は其地方に居ります正旗兵との間に爭なることもありませう、之を直ちに日支間の戰爭と私は見ることは甚だ穩ならぬことと思ふ、支那にも中央政府がありますれば、中央政府に對して是が本統の戰さにならざるやうに出來得る限り日本としては手段を盡すべきことであらうと思ふ、地方に於て我が人民が危害に陷る、之に對して自衞的の手段を講ずると云ふことは決して是は戰爭行爲と直ちに之に向つて名を付けると云ふことは私は甚だ穩ならぬことゝ思ふ、唯今の御心配の如きことは私はなからうと思ふ。

○江木千之君　是が國際合同の上の戰爭で有る無いと云ふことは、それは別としまして、私などは無論正旗兵と正規兵との衝突は即ち戰ひであると解するものであります、それが戰ひでない國際法での所謂戰ひでないと假にしても宜しい陸戰隊を上げた後、向うの兵力が強いから足らない、最寄に居る陸軍がそれに加はる、あちらの一師團、こちらの二師團を出す、斯う云ふやうなのも外務大臣はそれは戰爭でない、戰爭でないとして仰しやつても宜しい、兎に角それだけの鬪爭と申して宜しいが、何か大鬪爭が始まるので、聯盟規約はさう云ふことを豫期して居るのでありますか、聯盟規約はそれは當り前のことを見て彼の聯盟規約は出來たのであるか、それをもう一つ伺ひます。

〔國務大臣子爵内田康哉君演壇に登る〕

○國務大臣(子爵内田康哉君)　唯今の御質問の要旨が私には能く分り兼ねますが、地方的のことに對して應急的或は自衞的必要の處置を採ることは是は國と國との戰爭とはどうしても違ふことゝ思ふ、已むを得ず正規軍の間に衝突することがありましても、成るべく國と國としては其衝突をして[illegible]ならしめることに努力すべきことであると思ふ、又私はさう云ふ場合が起つても唯今申しましたやうな運びに行くことであらうと思ふ、直ちに正規軍が打合つた、一部地方に於ける正規軍日本の陸戰隊若くは其所の守警して居つた所の國軍がどこかの兵と打合つた、是は直ちに國と國との戰爭である、斯う認定して掛かるのは甚だ穩ならぬことゝ思ふ、斯う云ふ趣意で御答をしたのでありますから、是を唯今の御質問に對する御答にならうと私は思つて居ります

○江木千之君　餘り諄いやうであるから、御答を要しませぬが、地方的と言はれるか、中央政府が指揮しても地方的であるか、恐らく中央の指揮なくしてはやるまい、今日は支那に國會の勢が強いのであるが、それに顧みて支那の政府は始終動いて居る有樣である、必ずやさう云ふ場合には中央の指揮があることはもう明なことであると私は信じて居るのである、もう其以上御答は要しませぬが、到底外務大臣の御答も滿足することは出來ないと云ふことを一言申上げて置きます、總理大臣は私の忠言に對し感謝をすると云ふ御言葉でありましたが、果して感謝されるのであるか、其説明は頗る曖昧に感じたのであります、國民の多數云々と、多數でないと云ふことを辯護したものと仰せらるゝが、多數で有る無いと云ふことは私は爭ふのではない、此事に付ては議場からも御念入に御質問などが出て、其事は明になつて居る、そんなことを申すのでないのであるが、確に憲政會の方はさう云ふ議論をするのであると云ふやうに仰せられたが、それは此議場に於ても同樣に御聽きになつた方が少からぬことであらうと私は考へて居るのであります、其點に付て將來を憂慮して申したことでありますが、總理大臣は決して一黨の首領の考でやるのでないと云ふ懇々の御説明がありました以上は、どうかさうありたいことゝ考へますから、此以上は申しませぬのでありますが、私は物價問題に付て尚ほ二三當局大臣に伺ひたいのでありますが、先づ農商務大臣に伺ひたいのであります、暴利取締の問題が出ると、農商務大臣は常に親切に答へられるに拘らず、此問題が出ると傳家の寶刀を拔くとか拔かぬとか云ふやうな御話が出て、全く禪宗坊主の問答を聽くやうな感を有つのであります、私は斯の如き[illegible]であるから、さう云ふやうな[illegible]く[illegible]明に御答を[illegible]ひたいと[illegible]へるのは、[illegible]物價に付ては[illegible]利と[illegible]められる[illegible]ありますか、如何でありますか、[illegible]るものは更に無い、皆正當な價であると云ふ[illegible]其理由は如何であるかと云ふことを承りたいのであります、先づ此點から御答を願ひます。

〔國務大臣男爵山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵山本達雄君)　暴利に付きまして寶刀云々と云ふことが出ました上に、兎角言葉が曖昧であると云ふことでありました、唯撲て申します通り暴利取締は今日存在して居るのであります、現政府に於きましても暴利と認めるべきものがあれば暴利令は執行するのである、斯う云ふのである、扨て然らば暴利が有るか無いかと云ふことであります、此暴利に付きましては、今までの解釋なるものはないのでありますどう云ふことが暴利と言ひますか唯暴利として……利益と云ふことでありますれば、此戰爭中には非常な利益をした者もあるのである先づ著しいものを見れば紡績會社或は郵船會社、商船會社其他砂糖に於ける綿絲に於ける色んなものに付て隨分配當に付ても御承知の三割四割と云ふ……甚しきに至つては五割も六割も配當すると云ふことがあるのであります、之を或は利益である故に、是は暴利を貪つて居るのぢやと斯う言ひまするど、其暴利なるものに付ては唯單に利益がある故に之を暴利と看做して、今申す會社に付き取締をすると云ふことには相成つて居らぬのである、それで當局は是は如何なるものを以て暴利と稱へるかと云ふことに於きましては生産者卸、小賣と云ふものに行きまして、如何にも常識より考へて是は不當なもの、暴利を貪つて居る、而して其者は品物を有して居る、其品物を自身が賣惜んで遂に世の中の物の高いのを待つ或は又是は世の中の品物の拂底なることを見込んで、其品物を買占めて、而してそれを賣放たない、斯う云ふやうなものに行きまして而かも其物が食料、必要品に關するものであれば、是は斟酌なくそれに付ては取締りたい、斯う云ふ趣意であるのであります、而して今日までに於て然らば有るか無いか、成るほど諸物價は著しい騰貴をして居ります、して居りまするが此品物は品物が拂底して居る爲に非常に高くな

つた、其物は何人か買占めてそれが爲にどうも非常な拂底を來たして、それが爲に物價を騰貴せしめた斯う云ふやうな事に付て見當り得ないのでありますそれ故に私は前のときに於きましても暴利令は濫にはやらぬが、暴利と看做して愈々是は今申す如き品物を買占めて賣らない、或は持つて居つて賣惜んで居ると云ふことに付て、世の中に是はどうも公衆の爲め宜しくないと云ふやうなものに付ては用ひませう、此事に付きましては是まで折々其所に於て調べも致したのであります、どうも此商人共が品物を持つて、さうして高い、買占をして兎に角と云ふ如きことを今日まで自身の調べた上に付ては見當り得ませぬのであります、それから世の中より是は何人が斯の如き暴利を貪つて居り買占をして居るが故に、是は何とか適當なことの處置をしやうと云ふ訴も是まで來ない、偶々參りますと云ふと前申する如く空定期の上に付て空相場に於て買占が起る起らぬと云ふ如きものであります、是は私が前申しました通り定期でさうして空相場をすることは、甚だ宜しくない、それは又空相場をする規定があるからして、それに依つてやりまするが、兎角さう云ふことは自身にない物を賣るやうなる人がある爲に遂に其物を拘へてない爲に定期が來て渡し得なくして自身より引上げるやうな者が往々あるのでありますから、是は唯買占めて居る故に之に斯うと云ふことは餘程考ふべきことでありますと云ふことを前も申述べた次第であります。

○江木千之君　成るべく多岐に渉らぬやうに問題を簡明にし御答も簡明に願ひたいと考へるのでありますが、先づ買占賣惜と云ふやうな少し横道に這入ることは姑く置いて全體暴利と云ふことはどう云ふことでありますか、唯今は暴利と云ふものはどう云ふことか能く分らぬと云ふやうな御言葉があつたやうでありますが、あの緊急勅令を戴きながら、主管の大臣が此の意味が分らぬと云ふやうなことでは、是れ實に物價調節に誠意があるや否やと云ふことを私は疑ふのであるが、眞逆に暴利と云ふことの意味が御分りにならぬのではあるまいと思ひます、是は又一日も農商務大臣の職に居られることが出來まいと思ひます、暴利と云ふことが分らないでは一向暴利を取締令の實施の責に當ることは出來まいと思ひます、是れは必ず御承知になつて居らうと思ふが、先づ御承知になつて居るとして賣惜買占と云ふやうな少し横に這入ることは除いて置いて、生活必需品と云ふ意味の中に是も澤山ありますが、先づ僅に數を限り米、麥、木綿、砂糖此四つの品物の今日の値段は是は正當なものであると御考になつて居るや否や正當のものなりと云ふ御考であるならば農商務省に於ては如何なる調をして是が正當と見て居らるるかと云ふことを伺ひたい。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君)　暴利令の解釋に於きまして御考と違つたやうなことでありますが、併しそれに付きましては私は今御質問がない故に、是は御答を止めませうが、米、麥其他の物は今日の價を以て是が高いと思はぬか、斯う云ふ御質問のやうでありましたが、是は何人も今日の價を安いと思ふ者はないのでありまして、皆物價の問題に付て高い高いと云つて居るのでありますが、私も高いと思ひます、併し米に限つて高い、麥に限つて高いかと云ふとさうではない、日本銀行の數字で見ましても、殊更に米麥が高いと云ふ譯ではない、其他さう云ふ物よりも割合に高くなる物が多々あるのであります、併し米に付て高いでありますが、今日唯一言を申上げますと農家の米の生産費は幾ら掛る、之を全國に於ての各府縣の農事試驗場又は適當と思ふ所の六十幾箇所の生産費を調べて見た所に於ては、今日は肥料と云ひ賃銀と云ひ總ての物が高くなつた故に、自作農者としては先づ一石に付き四十圓前後の原價を要すると云ふことに相成つて居ります、四十圓前後の原價を要しまして其物が今日五十圓餘になつて居る、是は如何にも米が高いと思ひますと是は總ての物が今高くなつて居りますからして、殊更に是ばかり高いと云ふことは認めて居りませぬ

○江木千之君　米に付ての御答は分りましたが、一體生活必需品の著しい物に付ては農商務大臣は之を生産費が幾らであり、又利益が幾らであると云ふことはもう諳じて居られるであらうと考へたのでありますが、唯米のみに付てぼんやり四十圓の生産費と云ふ御答であります、併し暴利と云ふことの意味が分らぬと仰せられたことは、さうでないと云ふことが明であるやうです、殊に生産費が幾らと云ふことまで言はれる以上は、暴利と云ふことを解釋するのは、各國の暴利取締令の意味と同じ考を持つて居らるゝものと私は認めるのであります、それは國々に於て或は暴利と云ひ或は不合理なる利益と稱へ、稱へ方は種々になつて居るが、我國では之を暴利と稱へる、其暴利なる物が各國の暴利、各國と云ふのは少し申し過ぎますが歐羅巴、亞米利加諸國の暴利取締令に依つて見ると、暴利と云ふものは詰り其物の價に付て生産費幾ら、それから之を賣買する者の利益幾らと云ふことを計算して見て、其以上利益を取ることを之を不合理なる利益、暴利と稱へて居るのは何れの國も暴利を取締るに於ては一樣であるやうに考へる、此調べと云ふものは農商務省に於ては夫々出來て居らなくてはならぬことであると考へます殊に此四十議會の際に石炭のことに付ては農商務省にも建議を出し、衆議院、貴族院にも請願書が出て參つたのである、それは石炭輸出禁止期成同盟會と云ふものから書面を出して居りまするが、此期成同盟會なるものは果して是が有力なるものであるや、微力なるものであるやは私は承知いたさぬが兎に角人を以て言を捨てず、此書面に言ひ現はして居る所では尤もに考へられる點があるのである、即ち大正四年に一萬斤四十圓の石炭で今日では一斤二百圓になつて居る、其内少くとも百二十圓は暴利である、斯う云ふことを唱へて、是は各議員にも書面を回はし、政府には四十議會には建言まで致して居る趣でありますが、之に付ては政府は、如何なる御調べになつて居るでありませうか、石炭は生活必需品の最も主要なるものである、是は此書面を提出した者は百二十圓が二百圓の中暴利であると唱へて居るのでありますが、さすれば八十圓が生産費及賣買上の利益に當つて居る、百二十圓は不當の利益と申して居るが、此建言は農商務省に於ては如何に取扱はれましたか、又今日此幸をなす者に對しては如何なることをなさいますか、農商務大臣は先刻暴利なしと言はれるが、如何なることを以て無しとせられるのでありまするか、之を承りたい、又生産費、それから商賣人の利益と云ふことに付ては是は佛蘭西の如きは一割五分までの利益を限つて居ると云ふ法律もあるやうでありまするが、どの邊までを商賣人の利益と認められるのであるか八割九割も利益を占むるものを正當の利益と、まさか見て居らぬでありませう、若し政府が物價調節に熱心に力めて居られるならば、是等の點に付ては明に御答が出來なくてはならぬことと考へまするから、此點に付て御意見を承りたい。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君)　尙ほ疑義があつては宜しくありませぬ故に、尙ほ暴利取締のことに付て申上げて置きまするが、暴利取締令に於きましての暴利の解釋は賣惜み又は買占をしてさうして暴利を貪る是が此今日本に於て暴利取締令と云ふことの解釋はさうなつて居るのであります、併し英吉利の如きは既に御承知の如く戰爭中は穀物に於て賃銀の最低率を極め、或は其の麥の最低率を加へるやうなことを致しましたが、此頃に至りましてはさう云ふよりも暴利令と云ふことに於て取締ることに相成つた、其暴利に付て何程のものを以て之れを暴利とするかと云ふことは何等の報告に依りましても、確かに幾らか儲ければ之れを暴利と名づけるのであると云ふことの解釋はないのであります、唯商務省に於いて管轄を致しまして、夫々の關係の商業者、工業者、或は其他の者に付て所々に委員を作りまして、さうしてそこで大凡價を定める、さうして置いて暴利を貪る者があれば、何人でも訴へ出でることになつて、其訴へ出でに依つて愈暴利と認めるものは暴利として夫々の處分をする、是は常識に依つて判斷すると云ふことになつて居りまして、必ず斯うすることはないのであります、それで日本に於きましても……而して英吉利では承ります所に依りますと、生産者に對して生産家が之を卸屋にやると云ふことに付ては幾ら、又卸が小商人に拂下げるさうして行く時に於ては大凡是は幾らと、此公定した價の分るものはそれに依つて定めて符牒を附けるやうなことに致しまして、尙ほ其上に餘計なものを貪る者があるならば訴訟に依つて夫々の手續を以て裁判官の手に依つて其判斷をすると云ふことになつて居るのであります、そこで私は其ものはどうするかと云ふと、利益を……餘計な利益を貪ると云ふことを防いで居ると云ふ意味に於てでありまする故に、始めに御答をした譯であります、併し日本の今の賣惜み買占と、斯う云ふことをする者に於ては暴利と稱するのであります、而してそれは私は成るたけ現物の空でなしに實際の品物を以て賣惜み買占と云ふことに付て用ひると云ふことであります、それから石炭のことに付きまして原價が幾らである、而して此物を賣る者は

幾らであるから之を暴利と認めないかと云ふことでありました、是も先刻申す通りに石炭ばかりではありませず、總てのものが中々高くなつて居るのでありまして、之を單り石炭に於て暴利であるからして斯うと、此物に付て誰か石炭の間に於て買占をし、賣惜みをして、十分此に蓄へて居るが賣らないと云ふやうなことがありましたる場合に於て始めて論議されることになるのであります、それで此に數字は幾らの價で原價幾らと云ふことは此に持合せてありませぬ、ありませぬが大正八年に於て日本に於て內地に於きまする產額、或は輸出、又石炭の輸入、斯う云ふやうなものを差引きまして、さうして大正八年の末に於ては山元生產業者の手に殘つて居りまする、其石炭の噸數が三百八十萬噸あるのであります之を年々の在高に較べますと、七年には三百三十五萬、六年には三百五十萬、大正五年には百八十萬そこで昨年の末に於ては石炭の持越して居る數はいつもよりも餘ほど多いのであります、而して之を賣惜んで居るかと云ふと、さうではないので、却つて此輸出をされて居りまする石炭の如きは前年よりも却つて外に出るものが少くなつて居ると云ふ位になつて居りまして、其產高は今申す通りに三百五十萬噸もあつて、隨分石炭は潤澤なものであります、と云ふことで行きますから此の石炭が買占或は賣惜みの如きものを以てそれが爲に高いと云ふことは見出し得ないのです。

○江木千之君　誠に要領を得ない御答と思ひます、賣惜買占めと云ふことは暫く別問題として、唯今現に農商務大臣として石炭に付て暴利を占めると訴へて居る者があるに其調べは持たぬと云ふことでありますが、併し是は急要なる問題であります、僅か一人のことであると云ふが、此工業其他に關係する所は非常に是は大きな品物である、それに付て一向暴利を貪る者があると訴へて來る者があるけれども、暴利に付ては調べをして居られぬ、此重要なる品物に付て農商務大臣は考へて居らぬ、又賣惜買占めならば上つて來るだらうと云ふやうなことを申されますが、賣惜買占めでなくして暴利を貪ると云ふことに付ての取締が第一必要であると考へる、唯現行の緊急勅令を目常に、其勅令に斯うあると云ふことを言つて居られるのは、即ち貴族院の申す所の、未だ盡ざる所ありと云ふのは私はそこらを指して居るのではないかと考へる、甚だ緊急勅令は不備なものである、英吉利の例を引いて御話がありましたが、英吉利の暴利不當利得取締法はそんな買占賣惜みに限つた規定でない、一般のものが是は暴利を占めると考へたならば商務省に訴へて行くやうにさせて居るのは御承知のことゝ考へる、さうして是には裁判官が居つて、生產費が幾らである、原價が幾らであるそれ以上貪つて居れば是は不當利得であると云ふことを裁判するやうになつて居る、或は之を即決裁判に移すやうなこともあるのである、それ等の方法を恐らく實行なさらぬまでも、我國に斯の如き法を行つたならばどう云ふ結果があるであらうと云ふやうなことは十分農商務省で調べて居られぬければならぬのであるが、一向それ等の御調べもないと云ふことで、現行法には買占賣惜みの値段を上げる者としてあると云ふ御說明は如何にも政府は物價調節に付ての誠意を私共は認めることが出來ないのである、それ故に何に附けても此物價問題の質問は終らぬのである、終らぬと云ふは如何にも政府の誠意が乏しいとほか考へられぬ、是は甚だ政府の爲に惜み、又我が物價騰貴の爲に苦しんで居る所の國民の爲に甚だ悲しむのであります、暴利の事に付て此先き質問を續けて見た所が到底要領は得なからうかと考へますから此先は豫算委員會もありますし、又諸君の御判斷もあると思ひますから、それに先づ任せて置くとして、尙ほ伺ひたいのは農商務大臣は物價の今日の如く騰貴したのは何が原因であるか、どれどれの原因に依つて今日の騰貴を來たしたのであるか、其所管大臣の御考はどう云ふのであるか、之を明瞭に伺ひたいと考へるのであります。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君)　私が米の……石炭の原價に付ては今は此處に所持して居りませぬが斯う斯うと云ふことを申しました、それは私が此處に石炭の原價は幾ら掛つてどうして居るかと云ふことは持合せがない併し御注文ならば早速明朝御手許に差上げることに致します、農商務省に於きましては斯の如きことは夫々調べて居るのであります、唯此に持合せがない、記憶して居らぬと云ふ意味に於て申した譯であります、それから物價の調節に付て甚だ緩慢に付して居ると云ふことでありますが、是は見樣に依つてはさう御解釋になるも是は已むを得ないことでありますが、農商務省に於きましては十分なる其邊に付ての調べもして居るのでございます、亞米利加に於てはどう云ふことをやつて居る、英吉利ではどうして居る、獨逸ではどの位の程度にやつて、どう云ふ効果を得て居るかと云ふやうなことは夫々調べまして而して、之を我國に向うのものを取捨折衷して行くと云ふ時に至つては如何なるかと云ふやうなことに付ての調べも出來るだけのことは爲して居るのであります、既に此處に書類が(冊子を示し)是などが即ち物價調節に付ての高低相場を立てるならば如何なることにして立つたが宜からうと云ふ如きことも先進國の實際に就きましてやつて居る次第であります、其事を御答いたして置きますが、それからつい要點に付きまして遺漏しましてございますがどうか……

○江木千之君　今日の物價の騰貴した原因は何々であると云ふことに農商務省では御覽になつて居るかと云ふことであります。

○國務大臣(山本達雄君)　是は度々論議されたことのやうに承知して居りますが、先づ斯く物價が騰貴いたしましたと云ふことは無論五年程になる戰爭の爲に、或は來るべき品物が來ず、又外國に於て需給の關係を誤り、遂に日本より其爲に外國貿易などに付て澤山の品物が賣れ、即ち大正三年の時分に於ては正貨の高が僅に三億餘りのものであつたものが今日の二十億にも達して居ると云ふが如きことに相成つた譯であります、是は色々の原因もありませうが貿易の結果として斯の如き狀況を呈した、其故に此物價が騰貴するものに付ては度々總理及大藏大臣よりも御答辯申したと思ひますが、一面に於ては通貨の膨脹を來たし、僅に通貨に於て三億餘りの通貨が今日は十億にもなると云ふ如きものになつて參りましたからして、それも此物價の騰貴を大に助けて居る、又一面に於ては外國に於て此戰爭の爲め非常に物價が騰貴した、其騰貴をした爲に矢張りそれに連れて日本の物價に付ても騰貴するのは已むを得ない譯であります、例へば綿を買ふに付き羊毛を買ふに付き總て此原料が幾倍の騰貴を爲したと云ふ事になつて來る、又こちらから出るものに付ても常に例になる生絲の如きものを戰前には千圓か千二百圓と云ふやつが、今日は四千圓以上にもなつて、此數日は一時頓挫いたしましたが、何しろ斯の如き非常な騰費をなし、それで米に於ても[illegible]、[illegible]に於て十圓位で買へよつたものが一時は[illegible]圓以上になり、今日と雖も六七十圓を出さなければ日本に這入らぬと云ふことになつて居る、此樣なことに於て外國の總ての貿易をする國々に於ては非常なる物價が騰貴をした、それ故に矢張りそれと同時に日本の[illegible]の方に付ても高くなります、今の石炭の如く成るほど高いは高いでありますけれども、高いから外に賣れぬかと云ふと矢張り高いなりに外に賣れる、綿絲も高い綿布も高いが、矢張り高いなりに外國からどん〲注文があるやうなことになりまして、さうして其一體の貿易の上に付て諸物價が騰貴して居る故に是も大原因を爲して居る、外にあつては貿易國に付ては總て關係の國に於て物價が騰貴して居り、內に在つてはそれと同時に一方に通貨が自然輸出超過の結果として多くなつた故に、是も物價の騰貴を助けて居る、是は色々複雜したる關係はありますけれども、先づ第一番の重なる原因と云へば斯の如きものであらうと斯う承知して居ります。

○江木千之君　唯今の御說明に依つて見ますると、生產が不足だと云ふことは屢々仰せられるのでありますが、それも騰貴の一の原因である、生產の不足と云ふことは我國では相當の生產があつて外國に於て生產が不足して居れば我國の生產が外國に流れ出る爲に非常に値段が上がると云ふことを含んで居ることと考へて居るのでありますが、外國の交合の爲に貿易上は宜しいか知れませぬが我國の物價を非常に騰貴させて、國民は非常に困つて居ると云ふ場合があるのでありますが、其場合に對しては何等之に處するの方法は執つて居られぬのでありませうか、之を一つ伺ひたいのであります、それから生產が不足すると云はれるが、我國の生產がどれだけであると云ふことは農商務省に於ては御調が付いて居らぬものか、現に例へば綿布の如きものは生產が幾らあるか、正確なる調が農商務省では付いて居るか否や其調べも付かずして、さうして生產が多いとか少いとかと云ふ事は云ひ得られぬ事ではないか、此點に付て伺ひたいのであります、それから通貨の膨脹と云ふことも大なる原因であると云ふ御答でありますが、通貨の收縮を計るに付ては矢張り農商務省は大火事に向つて「バケツ」で水を注ける方が宜い、却つて火事が消えるやうに水を注けてはいけない、故

に火事の消えない程度に水を注けると云ふことをなさるので、火事を消して仕舞ふと云ふまでの勇氣は持つて居られぬのでありませうか、是も併せて伺ひたいのであります。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君) 諸物價の原價が幾らになるかと云ふことに付きましては夫々調べたものも澤山あります、又分らぬものは調べて宜しうございますが、其原價が斯の如くなつて居ると云ふことに付ては、調べて御手元に差上げることに致します、それから通貨が膨脹して居る、それに付て問ふと云ふ、今のは婉曲に御話がありまして、つい其意味を了解し兼ねたのでございますが、どうか……

○江木千之君 徹底的に之を收縮しなくても宜いと云ふ御考であるか、どう云ふ事であるかと云ふのであります。

○國務大臣(山本達雄君) 收縮しても宜いかと云ふ

○江木千之君 收縮しないものか、段々收縮すると云ふ御考はないか。

○國務大臣(山本達雄君) はあそれは今朝御答を申しましたやうに、通貨の增減云々と云ふ事に付きましては矢張り大藏大臣の所管に屬することでありまする故に、其方に於て御質問になつた方が便利と存ずるのであります、唯私の知り得た所に於て聞きまするると、日本銀行に於ては昨年秋に至りまして二度の引上をなし、而して又一方には公債、債權を發行し預金の奬勵をし、銀行者に向つては成るべく此品物を選んで投機に走るやうな貸付をしないと云ふやうなこと、爲替の上に付きましても、昔とは方針を變へまして、さうして成るたけ爲替の資金を吸收する上に付ても、正金銀行が普通の銀行の手に依つて金を貸して、さうして其ものを以て爲替を取組むやうにと云ふ如きことに於きましては、それ相當なる道を取つて居ると私は信じて居るのであります、唯此商賣上殊に金融上のことなどは今斯の如きことをした故に、直ちに翌月に現はれて來た、或は何時現はれて來ると云ふ如き急激なる變化と云ふものは容易に來ないので、又其急激なる變化は人爲的でするやうなことがありますと、却つて又一方には遂にそれに伴うて甚だ忌むべきことが起つて來る、故に此通貨の膨脹と云ふことが、物價に關係をして居ると云ふことは、認めて居るのでありますが、唯急激な變化は避けなければならぬと云ふことに、總理大臣初め御答したやうに承知して居ります、私も斯く思ふ次第であります。

○江木千之君 唯今の御答では矢張世間の金利が一里も先に進んで居るのに、日本銀行は後からちよちよ逐つ駈けて行くのと同じやり方であるので、詰り不滿足であると云ふ外に聽取れませぬのでありますが、甚だ殘念でありますが、時刻も迫りましたから、此以上は豫算委員會に讓ることに致しまして、段々伺ひたい事もあります、且つ大藏大臣にも尚ほ伺ひたいことがありまするが、餘り私が時間を費すやうになつては相成りませぬから、總て豫算委員會に讓ることに致します。

○議長(公爵德川家達君) 此際諸君に御諮りを致します、最早五時も過ぎましてございますから、是で延會を致したいと存じまするが如何でございますか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議なければ是で延會を致します、明日午前十時より開會を致します、本日は是にて散會。

午後五時三分散會

○大正九年二月十八日(水曜日)

午前十時九分開議

議事日程 第十六號

第一 男爵山中信儀君請暇の件

第二 大正九年度歲入歲出總豫算案並大正九年度各特別會計歲入歲出豫算案審査期限を定むるの件

第三 豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件審査期限を定むるの件

第四 臨時軍事費豫算追加案(第一號)審査期限を定むるの件

第五 函館控訴院の移轉に關する法律案(政府提出 衆議院送付) 第一讀會

第六 大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出 衆議院送付) 第一讀會

第七 大正八年法律第五號中改正法律案(政府提出 衆議院送付) 第一讀會の續(委員長報告)

○議長(公爵德川家達君) 是より諸般の報告を致させます。

〔岡書記官朗讀〕

昨十七日衆議院より左の政府提出案を受領せり

議院法中改正法律案

朝鮮に於ける國勢調査に關する法律案

公債金特別會計法案

鐵道國有法中改正法律案

道路公債法案

國債整理基金特別會計法中改正法律案

家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案

電信事業公債法案

電話事業公債法中改正法律案

朝鮮事業公債法中改正法律案

臺灣事業公債法中改正法律案

樺太事業公債法中改正法律案

明治四十年法律第二十一號中改正法律案

大學特別會計法案

大正八年法律第十二號中改正法律案

小額紙幣發行繼續に關する法律案

貨幣法中改正法律案

公有林野官行造林法案

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

大正五年法律第四號中改正法律案

大正四年法律第十六號中改正法律案

○議長(公爵德川家達君) 是より本日の會議を開きます、昨十七日副島伯爵より病氣に付き請願委員を辭任せられたき旨を申出でられました、許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます、第三部に於て其補闕選擧を行はれむことを望みます

○子爵本多忠鋒君 唯今より決算委員第一分科會を開きたいと思ひます、同分科擔當委員の退席の御許可を願ひます。

○議長(公爵德川家達君) 分科會退席の要求は許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます、唯今遞信大臣が發言を致されたい趣でございます。

〔國務大臣野田卯太郎君演壇に登る〕

○國務大臣(野田卯太郎君) 昨日藤村君より御質問がありまして答辯を致しましたが、電話電信郵便と云ふが如き數字に於て誤つて居りますから茲に訂正を致して置きます、電話電信の如き約十倍と申上げたのは割で十割であります、小包が六割、六倍何分と申上げたらうと思ひますが、是は矢張り六割何分でございますから、皆其倍と申したのは割と云ふことで御了解下されむことを茲に謹んで訂正を致します。

○議長(公爵德川家達君) 議事日程第一、男爵山中信儀君請暇の件、病氣に付十二日間の請暇でございます、許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君) 是より一昨日より繼續して居ります豫算案に對する質疑を許します、河村讓三郎君。

〔河村讓三郎君演壇に登る〕

○河村讓三郎君 私は講和條約の中の損害賠償の規定に關して三四箇條の質問を致したいと存じます、格別重大の問題でもありませぬが、併ながら一家の保護者たる父を失ひ、其夫を失ひ、或は愛兒の生命を犧牲に供しまして、鰥寡孤獨の身となつた人も少くないのであります、又大切な船を擊沈せられて、莫大の損失を被つた人もありまする、是等の人々の爲には大なる利害の關係がありまするのみならず、我國の立法及司法に影響する所も聊かあるやうに考へまする、それ故に疑の存する點に付きまして政府の御所見を承りそれを最も有力な參考として研究を致しますのは當然のことであらうと信じますのであります、どうかそれは條約實施委員の方で然るべく解決すると云ふやうな冷淡な御答でなしに、我が賠償委員の方より報告も參つて居りませう、專門の主任官の御研究もありませうで、成るべく御親切に御說明を願ひたいのであります、便宜上本日御答を得ませんでも餘り時機を失しませぬ限り他の機會に御答を得ましても宜しいのであります、質問の第一は賠償金計算の基礎に關する疑問であります、講和條約に依りますと獨逸政府は獨逸軍隊の殘忍狂暴に依つて個人に加へました損害を賠償せねばならぬ、加之交戰國雙方の軍事行動に依つて生じたる個人の損害をも賠償せねばならぬことになつて居るやうにあります、戰に敗れた國が敵味方雙方の軍事行動の結果に付き責任を負ふと云ふことは、從來の戰時公法に於ては認められなかつた所で、極めて重き負擔であると信じます、併

ながら一方に於て賠償すべき巨額に上つて居る軍事費の要求は之を放棄して、專ら個人の賠償に重きを置きましたのは正義人道の上より一大進歩と見ねばならぬと存じます、理智に長じたる獨逸國民は定めて此理由ある負擔には甘んじて承服いたしたであらうと信ずる、斯の如き主義に基いて、獨逸政府の負擔すべき賠償額を約二百億馬克と假定し、之を數年に分つて支辨せしめ、更に清算を行ふことになつて居るのである、其二百億馬克と云ふ豫定額は漠然定めたものではない、各聯合國の請求額を基礎として計算したものでありまする、然るに其計算の基礎として、我が賠償委員より提出したる請求額は、船舶の損害を、損害當時より平和條約に至るまで數年の間に船價が非常に騰貴して、其極度に達した時の價格を標準として計算に加へたが故に、他に比類のない多額に上つた、若も他の強大國が同樣の標準を以て計算をしましたならば、如何なる巨額に上つたかも知れない、敗殘の獨逸國の負擔力をも考慮せざる過大の要求であると云ふので聯合國の委員の嘲笑を招いたと云ふことが世間に傳つて居るのであります、或る新聞紙に掲載せられました日本の講和外交史と云ふものゝ中に斯樣なことが記載してあります「日本の償金要求額十億圓とは能くも見積りたり、抑々此空想額、嘲笑的強慾額を算出せるの基礎は何處にありや、戰費は勿論、戰爭避難者の殘せる書册をも計算せるの結果にして且つ沈沒船の賠償價格をも戰時中の船價最高額にて求めたるなり、之を非常識の好標本とす、」其他澤山書いてある、私は多分誤聞訛傳であらうと信じて居ります、果して斯の如き事實があつたとしますれば聯合國の委員等はまさか嘲笑も致しますまいが、日本には損害賠償を以て報復的手段とし、或は懲罰的手段とした古い思想が今尚ほ存して居ると想像したかも知れませぬ、日本の法律を見ない人は、法律に左樣な規定があると考へたかも知れない、日本の法律を見た人は法律に賠償金計算の規定なんぞはないが、裁判所がさう云ふ裁判をするかと思つたかも知れぬ、斯くては我が立法及司法の威信の爲に甚だ遺憾であると考へます、併ながら政府に於て我が賠償委員が斯の如き偶然の利益を計算に加へたことを支持すべき相當の理由があると御認になりますならば、十分に其理由を辯明せられむことを望みます、若し又全く誤聞、訛傳であると云ふことでありますれば其事を言明せられまして同時に政府に於て正確なりと認めらるゝ所の賠償金計算の法理を示されむことを望むのであります、即ち損害當時の價格のみを計算するとか、將來の利益と雖も豫見することを得た利益、例へば船舶の賃貸の契約其他の設備があつて、一定の期間、一定の利益を收むる見込が確にあつたものは計算に加へると云ふことを明にしたいと考へるのであります、左樣なりますれば、我が賠償委員の言說に對する世間の疑も自から解けます、又内外に對して我が立法及司法の威信を保つことも出來やうと存ずるのであります、それから第二は講和條約の賠償規定に依りますると、人の生命を害したる場合には死者の、即ち死んだ者より扶養を受けて居つた者、養料を受けて居つた者に對して賠償金を支辨することになつて居ります、即ち財產上の損害ある場合に限つて賠償する主義を執つたもののやうに考へます、然るに我が立法に於きましては、財產上の損害なしと雖も、死者の父母配遇者及子に對しては慰藉として、慰藉は「イセキ」と讀む人もあります、慰め、慰安、慰藉として賠償金を支辨することになつて居ります、故に條約の規定と我が立法との間には主義に於て相違がある、從つて其適用上に大分差違が生ずるのであります、即ち我が立法に從へば、加害者をして其責任を表明せしめ、慰安を得ることの出來る人々も條約の規定に從へば其結果を見ることが出來ない、扶養を受けて居らぬ者は、賠償を得ることが出來ないのであります、此慰藉的賠償主義の立法は我が同盟國たる英國には確にあると考へます其他にも同主義の國がありませうから、是等の國の委員と諮つて主張しましたならば、或は採用せしむることが出來たかも知れぬと思ふのであります、佛蘭西法系の國の委員等が多分同意はしまいと云ふので其主張を見合はしたのであるか、或は漫然彼等が起草した原案に同意したのであるか、凡そ國際談判に於て本國の立法の主義を採用せしめると云ふことは各國の誇とする所であります、加之損害賠償なるものは部分的に物質上の缺陷を補塡するのみではない、社會一般に對して不安、恐慌を生じた場合に、之に對して安定を求めるのが主もなる目的であると考へる、殊に空中飛行機潛航艇の如き猛烈なる攻擊に依つて多數の人命を害されたやうな場合には、本國法の主義に依つて賠償を得ると云ふことが最も望むべきことであると考へるのであります、依つて私は賠償規定の審議の經過如何であつたか御分りになつて居る限り示されたいと存じます、第三に賠償規定の効力に關する疑問であります、即ち此賠償規定は政府と政府との間に權利義務の關係を生ずるのみであるか、又は政府と個人との間に効力を生ずるものであるか、此疑を起しました所以は、講和條約の規定を一讀いたした所では、賠償規定に二つの種類があるやうであります、一つは戰爭に直接關係のない獨逸政府の行爲に依つて生じた損害の規定であります、即ち獨逸政府が日本人の獨逸國内に殘した財產に對して非常處分を行うたことに依つて生じた損害、丁度日本の管理令に依る管理に當るものである、それに依つて生じた損害、それと日本が戰爭に參加する以前に獨逸政府又は獨逸官憲の行爲に依つて日本人に加へし損害此損害に關する規定はです、二百九十七條の「ホ」に掲げてある、其規定は斯樣な風に書いてある、聯合國の國民は戰時非常措置の適用に因り獨逸國版圖内に在る各自の財產に付受けたる損害に關し賠償請求の權利を有す、國民は賠償請求の權利を有す、斯樣に書いてある、で此規定に依りまするると賠償規定は個人に賠償請求權を付與したものである、即ち政府と個人との間の法律關係を規定したものである、斯う讀むのが當然であると考へますのであります、私は茲に條約と法律との關係に付て憲法論を試みる考はないので、それは全く別論であります、其論は別として、此條約は個人に一つの債權を付與する效力を有するものと讀むのが當然の讀方であると考へます、他の一つは即ち戰爭行爲に原因する損害であります、それは色々ありますが、戰爭行爲に依つて人の身體及生命を害したる損害、又同一の行爲に依つて所有權を侵害した損害、之に關する規定は二百三十二條及第一附屬書として一號より十號までに列記してある、然るに其二百三十二條の第二項にはどう書いてあるか、即ち聯合國政府は聯合國の普通人民及其の財產に對し加へられたる一切の損害に付補償を要求し獨逸國は之が補償を爲すべきことを約す斯樣に書いてある、即ち國が請求して國が補償を爲すべきことを約す、斯う書いてありますから、此法文を表面讀みますれば、どうしても是は國と國との契約であると云ふやうに解せらるゝのであります、第一の請求の損害賠償要求と規定の仕方が全く違つて居るのはどう云ふものであるか、損害賠償の性質に於て何等異なる所がないやうであつて、一は政府と個人との關係を規定したものであつて、他の一は政府と政府との關係に止まるものであると云ふ區別を爲すべき理由は那邊にあるか了解に苦しむのであります、但戰爭行爲に依る損害の中で少しく性質が違ふかと思ひまするのは、第一附屬書の五號に記載してありまする軍人の恩給及遺族扶助料のことであります、日本の軍人及遺族は國内法の規定に依つて日本の政府から恩給及扶助料を受けつゝあるのであります、更に獨逸政府より之を受くべき理由はないと思ひまする、然らば獨逸政府が日本政府に對して恩給及扶助料の一時金換算額を支辨すると云ふのは、是は個人に支拂ふのではなくして、政府が其支拂に依つて受けたる政府の損害を補塡する爲に支辨するのであると、斯う解することが出來るやうであります、けれども他の人命財產に對する損害に至りましては、戰爭に關係ない損害と少しも異る所はないので損害を請求する權利を個人に付與すると云ふことに規定しても宜しい、或は之に反して政府と政府の約束に止めると云ふことにしても宜しい何れにしても一定に規定すべきものであると考へますのに、此規定の書方が大層違つて居りますのは何か理由のあつたことであるか、斯の如き疑を生じまするが故に、此規定の審議の經過が御分りになつて居りますならば、それを承つて我々研究を致したいと考へます、是は決して架空の論ではないのである若し個人に債權があるとすれば是は相續の目的にもなり相續稅の目的にもなります、個人の債權者が個人の權利を代理行使する問題も生じます、就中個人の債權者が政府を第三債務者として其債權を差押へると云ふ問題が此度起らうと思ひます、此時に至つて條約の解釋に付き疑義を生ずると思ひますから、是は豫め研究いたして置きたいと云ふのでありますそれから第四は敵國財產管理令と講和條約の規定との關係であります、緊急勅令の前書になつて居りまする詔勅を拜讀しまするると「朕講和條約ニ依リ生スルコトアルヘキ要償ノ擔保ヲ保全スルノ緊急ナルヲ認メ」云々「獨逸國等ニ屬スル財產管理ノ件ヲ裁可シ」左樣に書いてある、我々が此詔勅を拜讀しました時分には、是は條約に規定せらるる總ての要求、

總ての要償の擔保を保全する目的を明にせられたものである、斯樣に解した、然るに條約の規定を見るに及んで大に疑問を起しましたのであります、それは何となれば、二百九十七條の「ホ」の末文に斯樣なことが書いてある、此財産は……此財産と云ふのは是は其管理財産に該當するのであります、それは全文を讀みますると自然に明になりますが、管理財産のことを言つて居ります、「此財産ハ本款附屬書四ニ定ムル條件ニ從ヒ敵ノ債權ノ擔保ト爲スコトヲ得」と斯樣に書いてありまして、附屬書の四にほどうありますかと申しますと、聯合國の版圖内に在る獨逸國民の一切の財産は其國民の獨逸國の版圖内に在る財産に關する要求に基く賠償金の支拂、是は即ち獨逸政府が日本人の獨逸國に在る財産に對して非常處分を行ふたことに因る損害の支拂、それから此國民に對する獨逸の國民の金錢債務の支拂、即ち日本人が獨逸人に對して金錢の債權を持つて居る、未拂のものがある、金錢債權の支拂、それから聯合國が戰爭に參加せる以前に獨逸國政府又は獨逸國官憲の行爲に依り生じたる請求の支拂、此三種の請求に制限せられて居る、管理財産を擔保とし之を辨濟に充當することの出來るのは、今茲に書いてある此三種のものに限るやうであります、さうすると最も大切なる戰爭行爲に原因する所の損害、就中船舶の損害人命の損害とか云ふものに付ては、此管理財産を擔保とし、又は辨濟に充てることが出來ないことになる、果してさう云ふことになるのでありますか否や、さう云ふことになりますと云ふと、此管理令と云ふものが其効用の大半を失つてしまふことになる是は若し私の解釋が間違つて居れば御訂正を願ひますが、若しさう云ふことになりますと云ふと、戰爭に關係のない損害は日本の如きは僅なものであらうと思ひます、其僅なものの辨濟に充てて、さうして殘額があればそれは獨逸政府或は獨逸の清算所に返還しなければならぬと云ふことになる、さうして船舶其他の損害は二億乃至三億の多額に上ると云ふことでありますが、其方の辨濟にはそれは充つることは出來ないと云ふことで、果して管理令と云ふものはそんな結果を豫期して作つたものであるかどうかと云ふことを疑ふのであります、若し到底條約の規定に依つては管理財産を辨濟に充つることが出來ぬと云ふことになりますれば、何等か方法を講ずる必要がありはせぬか、即ち講和條約以外に獨逸政府と取決めをして、さうして獨逸政府が此戰爭に原因する損害を拂ふまでの間は管理を續ける、或は管理財産を賣却して其代償と賠償金とを相殺すると云ふやうな方法を講ずると云ふことは出來ないのでありませうか、是も併せて政府の御所見を伺ひたいのであります、以上質問の要領を改めて申述べて置きまするが、第一は賠償金計算の基礎として、我が賠償委員より提出したる請求額は偶然の利益をも計算に加へたるものであつたか否や、併せて賠償金の計算の原則に關する政府の御見解を伺ひたい、それから第二は慰藉的賠償を認むる我が立法の主義を委員會に於て主張せざりしや否や、それから第五は賠償規定は其効力として個人に賠償請求權を有せしむるものなりや否や、第四は管理令に依り管理に付したる財産を以て、戰爭行爲に原因する損害を擔保し又は其の賠償に充當するを得ざるや否や、若し得ざるとすれば、他にそれを利用する何等かの方法を講ずる御考がありや否や、此四點であります。

「國務大臣子爵内田康哉君演壇に登る」

○國務大臣(子爵内田康哉君) 唯今河村君の質問は我が臣民の損害利權に關しまする誠に重大な問題でございます、今般の講和條約に於きましても、最も各國臣民の受けましたる損害に重きを置いて、講和條約中にも非常に澤山の條項が此爲に設けられてあります、唯今質問の廉々も甚だ多岐に亘つて居りまして、或は此條項の解釋となり若くは此條項を規定するに當りましたる委員會に於ける經過も御承知になりたいと云ふやうな點もございます、先刻申します通り如何にも我が臣民の利權に重大の關係を有つて居る御質問でありまするから、茲に輕々に御答辯を致し兼ねます、又質問者に於ても即答を御希望なさる御趣意ではないやうに伺ひましてございますから、且つ專門的に餘程審議を盡さなくてはならない廉がありまするから、能く取調べまして、又御質問の趣旨も速記録に依りまして、本席なり、又は豫算委員會に於て出來得る限り正確に、且つ委員會の經過等に付きましても若し公表し得べき點がありますれば、それを十分に申上げたいと思ふ、唯一點御答へ申上げて置きますことは、第一の御質問でありましたか、何か我が委員が不當なる請求を出して世の中の物嘩ひになつたと云ふやうな御質問がありましたが、是は本席に於て一言辯明を致すの必要があらうと思ふ、決してさることはございませぬ、此總て損害に關係する問題は各國との間に十分に其基準や何かを互に申合せて定むることになつて居ります、結局の定めは此條約實施と共に一月十日より開始されましたる賠償委員會に於て協議を盡すことになつて居ります、まだ的確に其の標準を決めた次第ではない、又我が要求中に十億、或はそれ以上の要求を船舶や何かの爲に爲したと云ふ御話がございましたが、さう云ふこともございませぬ、是も我が委員の參考までに我が損害額を申し遣したことはございましたが、其の額に致しましても二億内外に過ぎない決して不當な要求を致したのでありませぬ、左樣御承知を願ひます。

「服部一三君演壇に登る」

○服部一三君 過日來物價調節のことに付きましては屢々應答がありまして、殆ど毎日其事に付ては討論があつた次第でありますが、私は此應答が進むに從つて多分自分の疑を有つて居ることは晴れるであらうと思うて居りましたが、應答が進むに從つて益益疑を深うしたのであります、それ故に本日は質問を試みるのでありまするが、總理大臣が御出席になつて居れば最も幸と思ひましたが、まだ御出席になつて居りませぬから、農商務大臣に御尋ね致します、過日來御話の如く物價は或は世界的に騰つたものもあり、或は缺乏の爲めに騰つたものもあり、又通貨膨脹の影響を受けたものもあり、外國貿易の影響を受けたものもあると云ふやうなことの御話、是は如何にもさうに違ひないと思ひまするが、總理大臣の所謂根本的の調節と云ふやうなことはむづかしいと言はれましたが、如何にもむづかしいでございませう、急に出來もしますまいが、米の價の調節の如き、是は部分的調節と確か御名付けになつたと思うて居りまするが、部分的の調節に依つて物價の下落を御圖りになりますことに付ても、是は確に有効なことがあらうと思ひまするが、其部分的の調和を……物價の調節を御圖りになりまする點に付て私の考では政府のなさることが的が外れて居りはせぬかと私は思ふ、米のことの政府の御手段に付ては段々承りましたが、之に付ては別に申しませぬが、元來部分的の調節を圖ると云ふ時分には、我々の生活上最も必要なる物にして、而かも其の物の價の高下が他の多くの物の價に影響を及ぼすやうなものを選んでです、即ち多くの物の價の要になるやうな所へ持つて行つて鎚を與へにやいかない、然るに其事が全く怠つてあると私は思ふのであります、それは私が何を云ふかと云ふと石炭のことであります、唯石炭と云ふとです、それ程に重いものでない如く御考かも知れませぬが、昨日の御答だと云ふと、確にさう見えて居るが、石炭と云ふものの價が高くなれば、木炭も高くなり、總ての燃料と云ふものは高くなるのであります、總ての工場と云ふものは石炭を用ゐて居る、或は多少取除けがありますかも知れませぬが、大小の工場悉く石炭を用ひて居る、故に石炭の價が高うなる時分には、從つて其工場で産出した所のものが高うなることは是は決まつて居る話である今日の物品で燃料を用ひずに製造してあるものは誠に僅なものであらうと思うて居る、多くは皆其影響を受けて居るのであります、又石炭の價が高いが爲に運搬費が高うなつて來る、先づ其運搬の費用と云ふものはそれで運搬された所の物は價に直ぐ及んで來るのである、それで此石炭の價格と云ふものは殆ど百般の物の價を高めて居るのであります、故に此石炭の價と云ふことに付て、政治家が頭を惱まして居ます所のものは日本ばかりであらうと私は思うて居る、而して此石炭と云ふものは決して供給を外國に仰ぐものではありませぬ、日本に於て自給自足、のみならず昨日の農商務大臣の御話の通り高うてもどん／＼出るぢやないかと云ふやうな有樣であります、其高うてもどん／＼賄で買ふぢやないかと云ふ御話のことが私の考では實に適當の言葉を見出しませぬが、まあ淺ましい御考だと思ふ、言葉を換へて言へば、石炭の高いが爲に物價が高くなる、我々同胞は非常に困つて居るが、あれが高う賣れて富豪の人なんどが儲けりやもう仕方がないぢやないかと云ふやうなことに是は落ちるのであります、又人はさう一般は聞かないのであります、如何にも此石炭坑は多くの富裕有力なる人の手に在るのであります、或は近頃會社の名義になつて居るものもあるけれども、名義は名義であつて、矢張り一家一門の實權の中に在ると云ふやうな有樣の所が多いのである、鑛山を持つて御出での方の中には、私の誠に親友もあれば、又知人もある、此席にも御出での方もある、誠に其方々には敬意を拂うて常に居るのであります

ろが、世の中には戰後…戰後ではありませぬ、戰うて居ろ、又此度政府に於ても此石炭の價のことに付ては棄て置きまする云ふことは甚だ宜くないことではあるまいか、是が安うなれば、全く元のやうに總ての物が安うはなりますまいけれども、外の物を大に安うする所の力は確にあるであらうと私は思ふのであります、實は先刻も申しまする通り、物價のことに付ては、多分追々進むに從つて是等のことも明になるであらうと思ひました所が、昨日に至つて全く失望したのであります、それで政府に於ては此石炭のことに付ては本員は唯今のやうに考へて居りまするが、是は間違でありませうか否や、若も間違でないと云ふことならば、何か之に付て御趣向をなさつては如何でありませうか、それもなさらぬ御決心でありませうか、どうぞそれだけの御答を願ひます、總理大臣から御答へ下さるやうに願ひます。

だ始つて一兩年後に鑛山主の間では默契、默約があつて、どれ位の價よりは下げまいとか、或はどれ位の産出をしやうとか云ふやうな默約までもあつたと云ふやうな噂さへもするのであります、まさかそんな事があらうとは思はないのである、併ながらです昨日江木君の御質問の中にもありました如く、石炭の價と云ふものは非常に高まつて居るのである、勿論近來は勞金其他の費用も澤山增して參りましたらうが、それにしても石炭の價が餘り高いではないかそれが爲めに一般の工業品も何も高まつて來て、電燈も何も自然と高うなつて來ると云ふやうな有樣で其影響は實にひどいものであるが、私の昨日總理大臣の調査して御出でになる中にも米麥、織等の名は見えましたけれども、見えたではない聞きましたけれどもが、今の石炭の事は無かつたので、私は甚だ落膽したのであります、此石炭と云ふものの價が如何に一般に響いて居るかと云ふ事は、賢明なる總理大臣は無論御承知の事と思ひますが、何故に此石炭のことは其儘にして御居でになるか、御調査もない私は誠に遺憾に存じまする、是は全く私事に亘るやうでありまするけれども、昨年の八月頃、唯一の覺書として、唯親友として私の尊敬する所の御方として一の手紙を出して、此節季は食糧、燃料と云ふものは必ず世界的に高くなるに付ては、之に付て十分の御取締になつたらどうかと云ふやうなことを差出したことがありまするけれども、或は屆かなかつたかも知れませぬ、或は屆いても一向參考にすべきものでないと云ふ御考になつて居つたか知れないけれども、それは實は私の赤心から出たのである、それで此石炭の價のことはどれだけ暴利と云ふ文字は全く別な用語になつて居るやうでありますが、どれだけが不當な利得になつて居るか、それ等のことを御取調になるのは、隨分むづかしいことでございませう、殊に多くは個人の所有になつて居るから、尙ほむづかしからうと思つて居る、却つて會社組織になつて居る方が容易からうと思うて居りますが、併し多くは皆有力な富豪の方でありまするから、一と度御考が是等のことに及んで、實に自分どもが是だけ儲ける、それが爲に一般の人は實に困難をして居ると云ふことを一と度御考になりましたならば、其方にも多少どうかなさらにやならぬことであらうと思

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　唯今の服部君の御質問でありますが、最初の一部はちよつと私の出席の前でありましたからどう云ふ風の御尋でありましたか、後に承りました所の御答を致しませう、更に前段の足らざる所があれば御答を致すことに致したいと考へます、石炭のことに付きましては實に是は重大なる問題であるのでありますと政府も考へて居ります、昨年の御注意のあつたことは承知いたして居ります、是は財政經濟調査會は何をして居るかと云ふ御尋がありましたから、將來に於ては段々無論諮問することは多いのでありますけれども、現在に於ては財政經濟調査會は米と鹽と鐵と船、是だけに付て根本問題を決める積りで調査して居ると、斯樣に申したのであります、財政經濟調査會の仕事を申したので、是は政府の全體の仕事では無論ございませぬ、併し尙ほ段々諮問いたさうと考へます、殊に議會が終りましたら税制整理も之に諮問いたさうと考へて居ります、何れに致しましても財政經濟調査會は應急の處分も諮問する積りでありますけれども、主として根本的の方策、政策を立つるが爲に諮問いたして居るので、米と云ひ鹽と云ひ其他の物と云ひ國家永遠のことの政策を定めたいと思つて諮問して居るのであります、永遠に亘る根本的のことが定つたら應急の政策に向つても無論効果はあるのでございませうと信じて居ります、が主として永遠のことを調べて居りますやうなことで、又石炭のことはまだ調査に掛つて居らぬので、併ながら石炭のことを捨置くかと云ふことになりますれば、政府は決して捨置きませぬ、捨置きませぬが是は餘ほど案を定めるに困難を致して居ります、石炭は御承知の通り日本に於ては多くは工業用のものであります、外國に於ける多く家庭に石炭をひどく需要する次第ではないのであります、故に此石炭の價が安くなりますれば從つて工業品にも影響いたし、物價にも大層影響し好都合であらうと考へないのではないのであります、從つて石炭の輸出を止めたら宜からうと云ふ説もあります、さうして輸入を大に奬勵したら宜からうと云ふ説もあります、又價を定めたらどうかと云ふ説もあります、成るほど石炭業者の利益の上から考へますればどちらを致しても差支ないやうに見えますけれども、此石炭の事業を直ちに非常なる窮地に陷れるやうな政策も無論採れぬのでありますから、それ等の點に於て段々考慮を廻らして居るのでありますが奈何せむ今日に於ては果して輸出を止めるが宜しいか、大に輸入を奬勵するが宜しいか、若し又公定價格でも定める方が宜しいか、此點に至つては、餘程の調査を要する、假に決定いたし兼ねて居ります、又唯今申した方法以外にも何か當業者の自覺に依つて價を下げることが出來れば、是も喜ばしいことでありまするけれども、御承知の如く勞働者の賃銀も非常に高くなりました、勞働者の賃銀の高くなつた割合に彼の働く能力は減じたと云ふ説もありますが實際何れにあるに致しましても、中々此石炭の單價と云ふものは廉く付かぬ狀態になつて居るのであります、それ等の部分は已むを得ぬ、其上大に利益を得ると云ふことに付ては多少制限を致して宜からうと云ふことが初めて問題になるのであります、今日に至つて如何に之を致せば宜しいかと云ふことは甚だ決定しにくいのであります、又總て價を論じます時には分量のことを考へなければならぬ、産額を多く致せば從つて價に影響するのであります、産額も段々增加しつつあるやうに見えます、併ながら是も無暗に非常なる增加を見ることはむづかしいのでありますから、種々な點より觀察いたしまして容易に此問題を決定いたし兼ねて居るのであります、決して等閑に付して居る次第ではないのであります、是等の事情を御了解を得て置きたいのであります。

○服部一三君　總理大臣の御答に付きまして尙ほ此處から一言御尋ねしたいと思ひます、唯今の御答に依りますと石炭と云ふものは之れが掘出すに付てどれだけ費用が掛かる、さうして其費用と賣出すと云ふ値段との差にどれだけあるとか何とか云ふことはまだ御取調になつて居らぬやうに見えますが、御取調になつて居るのでありませうか、如何でありませう。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　唯今のことはどちらから御答いたせば宜しいかでありますが、どちらから申しても同じことであります、それは石炭の單價幾らと云ふことは山に依つて皆違ひます、是は明瞭に分る、左まで調査を要しませんでも、例へば磐城炭ならば一噸幾らに付く、九州炭は幾らに付く、大概分つて居ります、尤も商賣上の祕密として祕して居ることもありませうけれども、地方に依つて單價の異なることは無論で是は分り易いのであります、單價へ運賃を加へ、利益を加算して初めて市場の價が出るのでありませうそれに需要供給の關係が手傳ふのであります、故に其單價以上に賣る所のものは悉く暴利なりとは申されぬのでありますが、或る程度に於て利益を得ることは當然である、是等の關係を見ますと云ふと容易に價を定めると云ふことは出來ず然らば價を定めて、強ひて定めて産額を減じましては尙ほ遺憾であります、是等の關係は容易に決定いたし兼ねる、詳細には農商務大臣より御答を致したら明細になりませうけれども、私に對して御質問でありましたから、是だけの御答を致します。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君)　初め總理大臣の出勤のない前に私よりと云ふ御質問でありましたから、大體の御答を致しますが、大體に付きましては總理大臣より御答辯になりました、此石炭のことに付きましては固より政府に於きましても餘ほど氣に懸けて居る問題であります、昨年の十月頃に於きまして、どうも物價の調節をする一部として食料品及必要品に付ての輸入の關税撤廢若くは輸出制限と云ふやうな事を其當時に於て色々調べました、其調べました中に就て先づ項目として掲げましたるものは大豆、雞卵、牛肉、綿織物或は綿絲、砂糖、材木、毛織物、石油、石炭斯う云ふやうなるものに付きまして色々研究を致しましたのでありますが、一方で良ければ一方で

惡るいと云ふやうなることが色々其物に付てありまして、遂に大豆、雞卵、牛肉、綿絲、綿織物と云ふやうな物の輸入の税を廢し、一方では又此中で輸出の制限を致したものもあるのであります、それでありまして遂に石炭に及ばなかつたのであります、石炭を其時に於て抜きましたる理由は、是は農商務に於ての調べでございまして、唯今石炭の出炭の額が時局の前に於きましての平均に於て二千百八萬噸あつたのが大正七年に於ては二千八百二萬噸となり、大正八年には三千萬餘の噸數の出炭高に相成つて居りまして、中々出炭の高に於きましては著しい增加を致して居るのであります、而して又之に付きまして消費も餘程增加いたしまして、戰前に於きましては三百六十萬噸のものが昨年には此物が段々又增加して參ると云ふ……此消費の高は間違ひましたのであります……消費もそれに伴ひましてひどく殖えて參りました、併ながら其中に於ては出炭の高は大層殖えて居ります、又それと同時に需要の途も殖えて參りましたが、他所に出ました石炭の輸出の高を見ますと云ふと、戰前に於ては平均三百六十四萬噸であつたものが、昨年には百七十五萬噸と云ふ如き有樣で、却つて其出炭の高は殖えて居りますが、外に出ます高は漸次に減つて來て居ると云ふ有樣であります、而して此物に付てどの位出炭が其原料に於てあるかと、申しますと昨日江木君の御質問の時にちよつと申述べて置きましたが、昨年に於ての調べに依りまして三百八十三萬噸と云ふ如き山元其他に於て石炭が蓄積してあると云ふ狀態でありまして、是は七年、六年、五年と前に比べて見ますと云ふと、何時にもない程の石炭が茲に貯蓄してある狀態であります、さう云ふのであつて內の產額は殖え消費も殖えて居ります、而して外はどうかと云ふと、外に行くものは戰前に三百萬噸餘であつたものが、それが百七十萬噸餘と云ふ如く減つて居る、さうして內に於ては三百八十萬噸と云ふ如き多額の石炭が茲に殘つて居ると云ふことでありますからして、どうも石炭の不足の爲に高いと云ふ如き狀態は、色々調べて見ても不足である故に石炭が高いと云ふことの調べは出ないのであります、それから又此價格、總理の申しまする如く色々此價格を出しまするものに付ては、其所々で餘ほどの差がありまして、茲に其當時に調べましたる時の、大正八年の上半期に於ての調べでありますが、福岡地方、大辻、大隈、中鶴、御德、大浦、色々なものがありまして、其福岡、あれから長崎、茨城、福島、北海道と云ふ如き所に行きまして、約二十七八の鑛山に於て其價を調べたのであります、それで同じ福岡の中に於ても此値段に於て原價が十一圓にあるものもあれば、或は八圓八十錢もあれば、九圓幾らと云ふものもあり、又茨城の方に於ても高きは十二圓、低きは六圓、北海道に於ても高きは十三圓、低きは七圓と云ふ如き差があるのであります、而して此十三圓と云ひ七圓と云ひ八圓と云ひ、差は皆此戰前に比べますと云ふと一圓二圓、三圓と云ふ如きものが今申す通りの價になつて居るのでございまして、何れも三倍以上の價を有つて居ります、其三倍以上と申しますのは、既に生產費に於て今申す通り三倍以上にも掛つて居ると云ふやうな狀態であります、そこで又外に向つてどう云ふ風に是は出て居るかと其實際の出ましたる場所之を各要路……

〔服部一三君「折角でございますがそれ等のことは御尋ね致しませぬ」と呼ぶ〕

宜しうございますか、それでは要するのに今のやうなことでありまして、外に出るものは段々減つて居る、內には「ストック」はどちらかと云ふと多い、而して其生產費は三倍も高い、斯う云ふことであつて、又之を何か「シンチゲート」でも組んで居る如きことがありまするが、茲に調べて居る中に於て二十七八の炭鑛會社の丸で經濟を別にしたものがあるのであります、それでさう云ふ事は中々商賣として皆是は申談じて價格を維持すると云ふやうなことは餘ほど困難な事でありまして、又實際さう云ふ事は認めて居らぬ次第であります、さう云ふ場合でありますから、茲に矢張り石炭に限つて高いかと云ふとさうではない、脇の價と矢張り同じやうに是も高くなつて行つて居るのである、單り此石炭を茲で輸出を禁止すると云ふやうなことは、却つて穩でない、斯う云ふことに相成りまして、是は輸出の制限をしませずして居る次第であります、尚ほ先刻の御話の間に私は石炭でも外國に出るではないかと云ふことを昨日江木君に御話した、それに付て御答めでありましたが、全くそれは問題の違つたことであります昨日のものは物價の高いのはどう云ふ原因かと云ふことでありました、それに付て內に於ては此通貨の膨脹もありませう、又外に於ては總ての世界的物價の騰貴であります、それが大原因を爲して居ります其證據に生絲と云ひ或は其他石炭も數へたやうに思つて居りますが、矢張り內でなしに、高くても外に出ると云ふ狀態である、是は唯世界的に高くなつて居る故に、內の高いのも矢張り物に依つては外に出て參ります、斯う云ふ例に唯申述べたのであります其外に出て參りましたならば、矢張りそれはそれだけ內に付ての價などに付て多少の關係のあると云ふ事は、是は固より申すまでもないことであります、併し唯私の例を引きましたのは今申す通りのことであります、出るものは宜いぢやないか、惡いぢやないかと云ふ問題ではないので、それだけ……

○服部一三君　唯今農商務大臣の御話は多くは統計を御擧げになつた迄のことで、是がどう云ふ影響がある、斯う云ふ影響があると云ふ方のことは御述になりませぬでありましたが、終ひに鑛山と雖も當り前の商賣でそれ〳〵儲けて居るのである、石炭に限つて價を割合に下げたら宜からうと云ふ譯には行かないと云ふ御話と承知いたしました、私が先刻御尋しましたのもさう云ふ御考であらうと思つたから御尋したので、總ての物の價を廉くしやうと云ふ時には石炭の如き其價が多くの物に響を生ずるものに對しては之を成るべく廉うさせる所の方法を御探りになるのが、今日の我國の一般の者の苦しんで居る狀況を救濟するの方法ではないかと云ふことを御尋したのであります、そこで私は的が違つて居ると云ふのは、それであります、段々御取調になつたのを見ると、卵、肉、其他の物、そんな物は實は廉くなるのが宜しうございますけれども、他にさう響くものではないのであります、石炭の如きは實に響の多いものであります、それでありまするから物價調節をすると云ふのには、さう云ふ物を調節して始めて物價調節と云ふことの實が擧がるのであります、それなら丸で棄てゝ置くと云ふことである、是は甚だ殘念に思ふのでありますけれども、併しさう云ふ御考であると云ふことならば、もう無理にさうでありますまいと言うた所で、仕方のない話でありますから茲で止めますが、どうぞ政府は尚ほ御考になつて、此石炭の如きは成るべく早くどうか御手段を御施しになつたら宜しからうと云ふことの希望を述べて置きます。

〔江木千之君發言の許可を求む〕

○議長（公爵德川家達君）　江木千之君はどう云ふことでありますか。

○江木千之君　唯今農商務大臣の御答辯を伺ひますと、昨日私が質問を致し、且つ御注文いたして置きましたことが甚だ齟齬するやうに考へますから、一言御許しを願ひたいと思ひます。

○議長（公爵德川家達君）　江木君に申上げますが、御江木君の御發言を差止めるのではありませぬが、御訂正とか云ふことならば兎も角も、左もなければ通告者が濟みました所で御述になつたらどうでありますか。

○江木千之君　それでも宜しうございますが……

○議長（公爵德川家達君）　宜しければさう願ひたうございます仲小路廉君。

〔仲小路廉君演壇に登る〕

○仲小路廉君　最早多く申述べる要はないと存じます、私は衷情を披瀝いたしまして、內閣諸大臣に篤と御考慮を煩はしたいと存じます、尚ほ貴族院開會以來數日に亘りまして各種の問題に對して質問應答を重ね、又重ねられたのでございます、此狀況は全く今日まで貴族院に於ては見ざる狀況であります、固より今日の重要な場合でありまするから種々の問題に對しまして質問應答のあるのも當然でありますが、就中其中にも物價の問題に付きましては殆ど貴族院內の各派を通じましての質疑でございます、昨日江木君よりも仰せになりました如くに質問を致す人々は決して其人一人一己の考ではございませぬでそれと同一の考を有して居るものは各派に各々に於て何れも皆同樣ではないかと存じます、此狀況を總理大臣を初めとして各大臣は如何に御覽になりまするか、我々は決して事を好んで徒に本議場に於て質疑應答を重ぬる者ではございませぬ、誠に已むべからざる事情の爲に事茲に至つたのであります、過日も申述べました如くに、實際今日の我が社會狀態に於ては物價の日々に騰貴いたしまする爲に、どれだけ疾苦に惱んで居りまするか、總理大臣は先般疾苦に惱む者は多く都會の者である、其後上山君からも質問されたことゝ存じます、疾苦に惱める中產以下の者は決して都會のみではございませぬ、地方に於ける農村其他に於ても深く之が爲に苦しんで居る、都會其他の者はそれよりも尚ほひどいと云ふことで

あります、それが爲に各種の事業に對して企業の上にも尠からぬ影響を及ぼして居る或は罷工と云ひ、企業と云ひ現に諸官省の中に於ても、通信の機關、交通機關、數多の人の使用を爲す者に於ては甚しい困難であらうと思ふ、此情勢は今日は社會の各方面を通じて此狀態であります、殊に在鄕の軍人と申し或は教育其他の事業に從事いたして居つた者、精神若は知識を以て社會に貢獻いたして居る者は尠からぬ疾苦に悩んで居るのは事實であります、私共は今日此時代に處して物價の調節を致して生活の安定を與へるのが政治の上に於て最も必要の點であると存じたのであります、過日大河内子爵よりも御質問でありましたが、今日は差向き解決を致さなければならない問題として勞働問題、各種の社會問題、是皆其根本に關する生活費が定まらんでは、何等の解決をも爲し得ないのであります、是等の社會的事情よりして已むに已まれずして貴族院は連日に亘つて質問應答を致すこと、決して故意ではないのであります、殊に此問題は豫算の審査に直接關係を致す、是は原總理大臣を初めとして各大臣御承知の如く、貴族院に於て嘗て西園寺内閣、大隈内閣、山本内閣、其他の内閣を問はず、何れの内閣の時に際しても、豫算を議定いたしまするに付きましては、常に其實行の確實なることの目當が付かなければ、常に審議に躊躇いたした、先年大隈内閣の時に、海軍問題の提案がありましたる際、今日内閣に御列席になつて居りまする山本農相及高橋藏相、是等の方々も當議院の一員とせられて、豫算は確實なる見据が付かなければ協贊に躊躇を致すとして、種々に考慮を重ねた際に矢張り同樣の態度を御採りになつて居つたのではないかと思ひます、今日原内閣に對しましても同樣であります、此度此尨大なる豫算を我々は成るべく此豫算に付きましては協贊を致したいと存じます、併ながら之を協贊するに付ては、前年執り來つた方針と同樣に協贊の結果は實行に滯りのないと云ふ見据を付けることは當然のことであります、然るに此豫算の内容、多くは物價騰貴に屬する經費が多いのであります、而して此物價の情勢は日一日騰貴に騰貴を重ねる情勢である、豫算の編成後に於て、尙ほ其情勢が見える、過日柳澤伯より統計局の追加豫算の際に質問がありました如くに、既に昨年の豫算に於て、當時を豫想したことが、尙ほ今日になつて更に追加をしなければならぬ情勢になつて來て居る然々此豫算の全部を見まするに、殊に鐵道豫算の如きは僅に九年度のみの增加計畫であります、併ながら其他陸海軍の經費、電信電話のこと、總てのことが、總て材料、若くは勞銀の昂騰に依つて此儘であれば不足を生ずる、底止することを知らざる物價に對して、限りあるものを以て之に當らぬとするのであります、此豫算を協贊を致す爲には、せめて實行に滯りないやうに、物價の安定を保つ途を取ると云ふことは、豫算の協贊を滑かにする上に於ても當に政府の取らるべき筋合のことでないかと思ふ、況や貴族院も開會以來連日に亘つて斯くまで熱心に稱へ來つた其ものを、之を如何に致しても龍頭蛇尾に終る譯には參らない、是等の情勢は政治關係として宜しく總理大臣に於かれましては、此内外の趨勢、議場内の情勢に鑑みられまして、茲に何とか解決の途が付かなければ遂には所謂政治的行詰りの狀況を作りはせぬかと存じます、私は原總理大臣は實に連日に亘りましての應答、如何なる細事にまでも御答になります、其御精勤の事柄は心より感服を致します、さりながら此重大なる時期に於て一國の宰相として、茲に政治的の行詰ることなく、成るべく豫算を滑かに協贊を得るが爲に、宜しく疏通の途を開き打開の途を開かれると云ふのは、政治上極めて必要ぢやないかと思ふ、事務の末に趨り細節の末に趨るよりも、寧ろ襟度ある政治家としては、此最大要點に御著目になることが肝要かと思ひます、往年上下に信望の厚かつた伊藤公も種々七重の膝を八重に折ると言はれても、政治上の關係は意外の危機に瀕したことは皆人の記憶に存する所であります、私は心からさう思ふ、何とかして茲に貴族院の主張も徹り人は主張に生き主張に殉じて居るのであります、之を疎通され、一と通りの途の立ちますることは、豫算を協贊する上に於て實に必要なることと信ずるのであります、又決して其の途はないとは申さない、物價の調節のことは、實は多端であります、或は金融の關係より、或は物資物貨の配給付のことより、或は不當のことを爲す者を取締る、其手段方法は千差萬別種々の途を採らなければならぬのであります、決して是れは單一なことでは行はれるべきものではない、唯其の主要なる點は眞の調節をする誠意が有るか無いか、之れを調節するだけの意氣込があるか如何の點に歸著いたすのであります、若も眞に調節の已むを得ぬものだと云ふ誠意がありましたならば、種々の手段方法は言はずとも執る、然るに假にも其誠意を缺いて居れば、口の上では何とでも辯明は付きますが、千萬言も一の斷行に如かぬのであります、過日總理大臣も根本の策に付て既に經濟調査會の成案も出來たと仰せになつて居る、又昨日江木君の質問に對して農商務大臣も公定價格のことに付ても既に調査はして居るに仰せになつて居る、斯の如く根本方針に付ての調査も出來、又行政命令に依つて爲すべき成案もあると云ふならば、宜しく此際に於て總ての成案を提案されまして、それに依つて略々物價は是れ以上には騰貴はしないと云ふことを現實に現はさなければならぬ、是が此際何よりも大切である、私は決して徒に内閣を攻擊は致しませぬ、此際でありまするから成るべくは貴族院の力と政府の力とに依つて此に國民の安定を致す物價の政策が定まりますることに、之を衷心より希望を致して居るのであります、故に此際は最早多くの言葉の御答は望みませぬ、唯私の希望いたしまする點は總理大臣が、此議場内の我が情勢及一般の趨勢に鑑みられまして、此に制度を樹立し各種の方法を執つて、實際有効なる物價調節の途を御斷行になるや否やと云ふ一點の御答辯を得たい、若も其答辯は相適はぬと云ふことでありますれば、それ以上は最早いたし方がない、結局は貴族院は貴族院として進むべき方法に出づる外はないのであります、之が爲に幾多の反省を希望いたし幾多の考慮を望むのであります、何卒能々此議場内に於ける趨勢と私共の抱いて居りまする衷心の衷情とを御察しになりまして、此に的確なる御答辯を得たいと存じまする、それに依りまして更に我々は執るべき途を講じますること、今日國民一般も目を聳て貴族院の狀況を見て居るのであります、之を終を完うせず、何等の効果を收むることなしに濟ますことは甚だ難いと存じます、何卒此點を十分御考慮になりまして、願はくは滿足を致す答辯を承りたいのであります。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　唯今仲小路君より種々御質問でありましたが、數日來の質問應答、之に付て已むを得ざるより出づると云ふことを御辯明でありましたが、無論其通りであります、又私は細大御答を致すのも好んで辯を致すのではありませぬ、御質問に對するが故に十分の御了解を得たいと存じて御答辯を致すのであります、好んで辯を弄するのではありませぬ、で左樣いたすは何故であるかと云ふことに付一考を願ひたいのであります、政府は政府の意思のある所を十分に議員諸君の御了解を得たいが故に努めて御答辯を致して居るのであります、で政府は誠意あるかないかと云ふやうなる御言葉もありましたか政府の誠意のある所を御認を得たいが爲に數日來詳細に御答を致して居るのであります、政府は今日の物價を以て放任して宜しいとは考へませぬ、故に一昨年來種々に苦慮いたしまして、有らゆる手段を盡して居るのであります、又今後に於ても手段を十分に盡して物價の低落を圖りたいと考へて居ります、殊に此豫算に對しましては此上更に追加等を致すことなく參りたいと考へて居ります、其事も十分に努力いたして居るのであります、此誠意のある所を御了解を得たいのであります、世間には政府は放任である政府は何等物價に付て誠意ないと申す者もあります、如何なることを致しても斯樣なる説は政府に誠意はない、政府は放任いたして居ると實は申すのであります、左樣なる世間の批評には政府は頓著いたしませぬ、政府は十分に努力いたさうと存じて居ります、即ち一昨年來關税に於て或は其他のことに付て段々執來つたのは此誠意のある所の一端は何人も御認のことであらうと考へます、又殊に米の如きに至りましては、前回の議會に於て屢々論じました如く、價の問題は必要なることであるけれども、價の問題以外に量の問題を考へなければ價を如何ともすることは出來ないと云ふことを屢々繰返しました即ち分量を增加して、端境期に不足なからしめたのであります、而して價はどうであるか、此上騰貴するべきものを此手段に依つて抑へて參り得られましたと私は考へますが、是は人の見る所に依ることでありまするから、それは其評に委すると致しまして何れに致しましても、此米のみ低落いたすことは非常に困難なことでありまするから、他の物價を低落いたさなければ米のみ低下いたさしむることは出來ないと考へまして、其不足なきを期しまして、今年と雖も分量に於て不足なからしむる積りであります從つて價は需要供給の關係其他より低下せしむべき問題であります、故に他の物價を之に伴はしめぬけ

れば思ふやうには下がりませぬ、併し成るべく是は低下させる方針を執つて居るのであります、唯奈何せぬ經濟界は極めて複雜であります、或る一事件を實行いたしたが爲に俄然として價に影響すると云ふ譯には參りませぬ、此複雜なる經濟界の狀況に對しまして若し假に不景氣を釀す打擊を與へても差支ないと決心いたしますれば其方法なきにあらずと私は考へます、即ち先日來申す如く外國貿易の制限を十分に强めましたならば價も下がりませう、けれども是は又經濟界に非常なる混亂を釀すことでありますから、努めて左樣な假に經濟界に動搖を與へることを避けて、其範圍に於て十分に盡さうと考へて種々なる方策を執つて居るのであります、要するに此政府に誠意のある所、少くとも私の執つて居る所の誠意を御認を願ひたいのであります、併し其誠意を認められぬと云ふ御批評であればそれは致し方ありませぬ、併し政府は決して之を怠つて居りませぬ、今後に於ても怠る意思は毛頭ありませぬ、願はくば大局より御考慮下さいまして、此誠意のある所を御諒承を得たいのであります、又總ての法案を此に持出して安心を與へて解決を致したら宜しからうと云ふことでありまするが、左樣に參ることが出來れば左樣いたしたいのでありますけれども、所謂總ての法案なるものは何事を指しませうか、唯今申した如く經濟界は極めて複雜に致しまして、漸次其必要に應じて段々施設を致さなければならぬものを、今日直ちに全般の案を立てると云ふことは政府……如何なる政府と雖も至難でございませう、私共には全體の案を定めて今日此に提出を致すと云ふことは不可能でありまするし、且又左樣いたさんでも必要に應じて漸次我々の誠心より割出して處置を執りましたならば目的を達するであらうかと考へて居るのであります、併ながら其中に就きまして米の問題だけは先般も既に申しました、今日仲小路君は調查も既に出來たと云ふことであるから提出いたしたらどうかと云ふことでありましたが、調查が出來たと云ふことではありませぬ、それは先般何回も繰返しましたから御諒承を得やうと思ひます、財政經濟調查會の特別委員は一應終りましたけれども、併し之に要する費用を積つてありませぬ、費用の調查は未了であります、故に費用を積りませぬければ如何程の金を要するか分りませぬから、如何なる名案も實行が出來ませぬ、故に今、唯今の所では此案に對してどれだけの費用を要するかを調查して居ります、之れを成るべく早く調查を結了いたさせたいと思つて進行を促して居ります、此調查が出來ましたならば、其中全部……調查の結果全部を議會に提出いたすことはないかも知れませぬが、其中に法律を要する、豫算を要するものだけは帝國議會の協贊を經なければ進行が出來ないことが根本的あらうと考へます、枝葉のことに至つては命令其他で出來ませうと思ひます故に成るべく時機を失せず此議會に提出いたしまして、米に對する根本政策を決定いたしたいと思ひまして非常に取急いで居ります、調查の成るべく結了を早くすることを促して居ります、一と通り特別委員の調查を終りました所で總會を開きまして之が調查を經ました上で、更に財政上考慮を致さなければなりませぬが、多少の日子を要する事柄でありまするから、成るべく早く特別委員の調查の結了を促さなければなりませぬから頻に之を促して居ります、是が出來ましたならば、議會に提出いたして御協贊を得たいと思ひます、此事は固より米に對する……即ち糧食に對する根本政策でありまするけれども、根本政策一度定まりましたならば又此應急、目前の事に對しても人に安心を與へて、總ての影響を善良ならしむることが出來やうと考へます、根本政策定まらずして唯目前の事にばかり走りましては目的を達し得ないと考へまするけれども、根本政策既に定まりましたならば自から目前の事も解決が出來やうと考へます、旁々之を取急いで居りまして、成るべく議會の間に合ふやうに提出いたしたいと考へて居りますのであります、尤も是は糧食……糧食は幸にして調查が早く進みました、今まで色々材料もありましたから早く濟みましたけれども其他の調查中のもの章や節の如き根本的の法規を定めませぬければ如何なる經濟界に影響を與へるか測り知れませぬので、唯日々國民の生活にも重大なる影響のあるのでありまするから、之を調查いたして居りまするけれども、是は恐らく此議會には間に合ひ兼ねると思ひます、と申すものはまだ特別委員の調查も結了に近づいて居りませぬ、併し出來れば是も何か方策の立てやうに依つて此議會に提出いたしたいものと考へて居ります、斯樣なる次第でありまして根本政策と應急のことゝ分けまして、根本政策を定めると同時に應急の事に付ては出來るだけの力を盡して今日居るのであります、決して今日の調查を以て政府は之に滿足しない、是で事は畢れりと考へて居るのではありませぬ、此精神のある所は、御質問のある每に屢々繰返して居るのであります、決して辯を好んで居るのではありませぬ、御質問に對して大小となく細大となく誠意のあることを御了解を得たいと考へて御答辯を致して居ります、此精神は御認を願ひたいのであります、どうぞ政府の誠意ある所を御了解を希望いたします。

○議長(公爵德川家達君)　休憩を致します。

午後零時十六分休憩

午後一時四十分開議

○副議長(侯爵黑田長成君)　是より休憩前に引續いて會議を開きます。

○松室致君　唯今から軍法會議法の委員會を開きます、委員の退席を御許可あらむことを希望いたします。

○副議長(侯爵黑田長成君)　松室君の特別委員會へ退席の要求は許可して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異議ないと認めます

○侯爵蜂須賀正韶君　請願委員會を開きたうございますが、退席を致して宜しうございますか。

○副議長(侯爵黑田長成君)　蜂須賀侯爵の請願委員會へ退席の要求は許可して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(侯爵黑田長成君)　御異存ないと認めます仲小路君に御相談いたしますが、內閣總理大臣は唯今衆議院の豫算委員會へ出席に相成つて居るさうでありますから、仲小路君の質疑は暫く保留して置きたいと思ひます。

○仲小路廉君　承知いたしました。

○副議長(侯爵黑田長成君)　然らば左樣いたします大谷嘉兵衞君。

〔大谷嘉兵衞君演壇に登る〕

○大谷嘉兵衞君　私は外務省所轄に商務官を置かれるに關しまして簡單に伺ひたいのであります、御答辯を煩はします、昨年即ち四十一回に於きまして、豫算總會の時に當り私は常に思ふて堪へざる所の商務官の最も必要缺くべからざるものであると云ふことをして切に希望を陳述して置きましたのであります、然る所大正九年の豫算案を見ますると外務省所管に商務官設置の計上があるのであります、之を見て誠に欣幸の至に堪へませぬのであります、然る所其設備せらるるに總ての理由を見ますると、是亦最も能く私の思ふ所と少しも違はず誠に、理由を以てすれば誠に滿足の至に存じますのであります、之に付きまして伺ひたいのは第一に極く簡單でありまするが、此商務官の設置を希望いたしましたるは農商務省の所管に屬して致したら如何であらうかと云ふ上から之に望んで置きましたのであります、然る所外務省の所管に移りましたのでありまするが、唯承はるのは農商務省に於て設備せられむとした所を伺ひますれば、是は事實は知りませぬが、唯他の方面から聞きました所が今度外務省で設備せられむとして計上せられたるとは餘程農商務省の方が其の計上が多かりしに、外務省の方は是が餘程節減せられたと云ふことを伺ひましたのであります、是等は私は外務省でありませうが、或は農商務省がありましても、聊か嫌ひは致しませぬ、其便宜の所に依つて事を取らるゝと云ふことが決して之を私は遺憾とするのではありませぬ、此事業が盛んに、全く出來ますならば何れの省にでも、一向私は構ひませぬ、誠に喜んで堪へませぬのであります、是等は如何でありましたか、どう云ふ譯で外務省の方の管轄に依りまして縮められると云ふことは、或は經費の節減とか或は又多少領事館もありまするからして、之が爲に或は節減せられたかと云ふことも疑ひましたのであります、其實際に付きまして甚だ簡單なことでありまするが、御說明を煩はしたいと存じます、尙ほ伺ひまするのは唯今申上げた如くで、本年の豫算は甚だ僅少である、是は私が申上げることも同樣で昨日藤村君が甚だ少いと云ふ仰せをちよつと耳に致しました、私は茲に伺ひたいは、之を以て十分であるかと云ふことを伺はなければならぬ、戰後の經營と申しましたならば、何を以て戰後の經營を良くして國民が滿足出來るかと云ふことを考へなければならぬ之を國民に喜ばし、國の榮えになる、戰後の經營を完うすると致しましたならばです、何處までも農商工業の發展を重きに置かなければならぬと存じまする、農商工業の發展は、何が本とならうかと申しましたならば、外國貿易である、即ち國際通商貿易の發展を本として農商工業の發展を見るのでありませ

うと存じます、扨て之を僅に私は申上げるのでありますが、其戰後の經營と云ふことは皆國民六千萬の人は子供を除けて殘らず申さるゝだらうと思ひます又戰後の經營として農商工業の發達を國民擧つて反對はなからうと存じます

〔議長公爵德川家達君議長席に復す〕

又之を發達せしめると云ふのは唯今申した如くの、其貿易機關として唯今申上げたる所の商務官と云ふものは必要缺くべからざるものであらうと思ふのであります、是は申上げるのは甚だ玆に於て序に申しますやうな譯でありますが、先程は御禮を申上げて、御禮を申上げると云ふのは、即ち商務官の設置をせらるゝに最も其説明せられたる所の理由、其理由から見ますると云ふと、其十萬圓と云ふもので、どうも甚だ其涙のこぼれるやうであります、而して十萬圓を以て支那及米國へと云ふのでありまするが十萬圓の金は米國で見たらば五萬弗であります、支那と雖も、今日の物價騰貴で見ますると我が日本も同じこと、三倍にも、四倍にも、五倍にもなつて居る所の時節でございます、玆に十萬圓使ふて兩國に派遣せらるゝと、どの位働きが出來るかと云ふことが、實は私は疑ふのであります、其上に尙ほ望む所は私は歐洲、南米、濠洲、まだ其他にありまするが先づ大なる所はそこらであります、是は餘り望み過ぎるかも知れませぬが、戰後の經營を良くせむとすれば、詰り貿易の發展を見なければならぬ、貿易の發展をして、農商工業の凡て發展を見るのでありませうと考へますから、此處まで奮發を願ひたいと思ふのであります、本年よりして、どうか唯今私の申述べたる所に進んで御實行下さることが、出來ますまいか、切に希望する次第であります、詰り戰後の經營は何ですると申して御尋ね申したいと思ふのでありまするがそれは餘りそれは餘りでありますから私は實業家と致しまして、さうして餘り實業のことに重きを置くと云ふことを叱られては相成りませぬが、詰り國防としては陸海軍がありますが、之を以て國防は足る……國防經濟も此の農商工業の發達を以つてしなければならぬと思ひます、幾ら盛んに軍事を致さむと致しましても、其の本がなければならぬ、其の本を作ると云ふことは農商工の致す所でありますが故に、又其の本たるところの農商工の橋架けとも云ふべき其の第一の機關たる商務官と云ふ上に、依つて一つ御賛成を蒙りたいのであります、私は此の事を申上げるのは甚だ遺憾と思ひますけれどもが、實に將來の我が貿易の上を考へて見ますると云ふと憂慮に堪へないのであります、戰時中は貿易の上には萬國に敵なしと云ふ、敵がなかつたと云はなければならぬのであります、良い品もありまするが惡るい品でも仕方なく日本の品を求めたと云ふ事に至つて居るのであります、併し是からは萬國を對手としなければならぬ、戰は歐羅巴だけを對手でありますが、貿易の戰は世界一般、萬國通商貿易の有らゆる、ある所迄も進んで行かなければならぬのであります、之を盛んにして國防も安全、又續いて國の經濟も安心すると云ふことに重きを置いて戰かなければならぬと思ふ、故に私は六千萬人の國民として、此願に反對する人は一人もないと、斯う申して差支ない、之に反對する人ならば國民として貢獻する人でないのであります、甚だ失禮であります、失禮でありますけれども、私はさう考へます、併し是が外務省の方で商務官のやうな者はどうでも宜いけれども、餘り喧しく言ふから置いてやらうかと云ふやうな御考でなかつたかと思ふのであります、此處等は餘程能く御熟考の餘地があらうと私は自ら信じて居ります、で之に付て御答辯を煩はしたいのでありますが、是は成るべく本年より御實行下さる考を以て御答辯を煩はしたうございます。

〔國務大臣子爵内田康哉君演壇に登る〕

○國務大臣（子爵内田康哉君）　唯今大谷君の御質問に對して御答を致します、第一問は今般豫算に計上いたしました商務官が農商務省の部に屬せずして、外務省に屬して居る、其譯はどう云ふ譯であるか聞きたいと云ふのが、御趣意のやうに聽き取りました是は敢て農商務省と所管を爭ふ積りは毛頭ありませぬ、能く農商務當局と協議の結果、外務省に於て之を計上することを便利と致した次第であります、折角の御質問でございますから其趣旨を極く簡單に申上げます、此商務官は此度初めて設けましたのではなくして、先年商務官を設けて、矢張り外務省に屬せしめたことがあります、當時經費節減の必要よりして、各省に節減を加へたことがありまして、遂に遺憾ながら此商務官を一時廢める事になつて居りました、此度此大戰爭に遭遇いたしまして、益々商務官の必要を感じ、今後國運の發展を圖りまするのには、唯今大谷君の申される通り、對外貿易を何處迄も盛んにしなくてはならぬと云ふことは申す迄もない話でありまして、此商務官を設けることになつた次第であります、且つ各國の例を見ましても或は外務の方に屬し、或は商務の方に屬しまして、區々になつて居ります、是は一に其國の狀況に依つて一番都合の宜い所に附屬せしむることになつて居りますで、日本に於きましては、前に申しました通り、前の時も矢張り外務省に於てやり、又我が例に取つて宜しい國柄に於ても、外務省に致して居る所が多いやうでありますからして、矢張り是は外務省に致した方が都合が宜からう、其次第は矢張り海外に出ますれば、どうしても先方の政府、又は他の官衙、公共團體、其他人民に對しましても外務省の所管に屬し、此度の商務官は矢張り大使館又は公使館に之を設ける積りでありますから、其調査をし、事務を執るのに便宜であらうと云ふのが主たる原因であります、大使館又は公使館に之れを屬せしめましても必しも大使館の所在地に置くと云ふ趣意ではありませぬ、今般は支那と亞米利加でありますが、亞米利加に置きまする商務官は、多分多くは紐育に其居住を定めるだらうと思ひます、又支那に對しましては上海に定めることになるだらうと思ひます、併し其屬して居る所の大使館であると云ふことは、縱令同じ所に居ないことに致しましても、餘程便宜であらうと云ふ次第よりして、矢張り大使館若くは領事館に之を屬せしめる、即ち外務省の部に之を入れる方が都合が宜からう、斯う云ふ趣意から外務省の方に決めた次第であります、之に對しては農商務省に於ても聊か異議がない次第であります、又實際其商務官を働かしめます爲には、農商務省に關係する所が最も多い次第でありますからして、是は内輪同士如何樣にも取計ひが出來ると思ふ次第であります、必しも農商務省に屬せしめないと其働く能力が少くなると云ふやうな懸念はないと思ひます、左樣どうぞ御承知を願ひたい、第二問は如何にも今般の豫算に計上いたしました額と云ひ、場所と云ひ、少な過ぎる、輕少である、斯う云ふ御質問であります、是は誠に御同情ある質問でありまして感謝の意を表します、若し豫算が許し、其他の事情が許して大谷君の言はるるやうになりますれば、私に於ても甚だ滿足する次第であります、併し此戰後政府の豫算と致しましては種々の要求があつて、豫算に今般の計畫と致しましては、先づ此位の程度に止めるより外致し方がないやうな事情がありました、併しながら先ず十萬圓で我慢して居る次第であります、決して是で滿足して居る次第ではありませぬ、明年にも、再來年にも豫算の許す限りは增加をして行きたいと思つて居ります、其他に尙ほ考へ入れました事柄は假令一時に澤山の商務官を拵へ、其任地を拵へましても、商務官其人を得ることが甚だ難い、語學の素養も必要であり、又商務官が赴任します所の土地に對して、多少の經驗があり、知識があると云ふ者を求めなくちやなりませぬから、なか〳〵適任者があるやうで、實際之を任用せむとすれば、餘程困難を感ずるのですから、一時に澤山を請求して其適任者を得ることが出來ないと云ふことでして、甚だ豫算を請求をした趣旨に對して相濟まぬ次第でありますから、先づ來年は此二箇所に限つた次第であります、御承知の如く戰後日本の對外關係は非常に綿密に複雜になりまして、各方面に人を要して居る次第で、實は今日歐羅巴に出して居ります所の人間は諸所方方から驅り集めて居るやうな次第で、なか〳〵海外の事業に對して其適任者を得ると云ふことは非常に困難を感じて居る次第で、さう云ふ事情もありますので、甚だ輕少と云ふことは御同感でありますけれども、今日の事情許しませぬから、本年は今回計上いたしました程度に止めた次第であります、左樣どうか御承知を……

○大谷嘉兵衞君　第一に伺ひました所のことに於きましては何れとももう決して申しませぬので、仰せの如くで然るべしと推測いたします、所で第二に伺ひましたることは是は最も急務なることは是は最も急務なることぢやないかと思ふ、急務なることは今の御説明の上にもありましたので、能く承知いたしましてございますが、此商務官として急に運ぶことが出來ないと云ふのは、詰り度々仰せられる所で考へますれば、先づ人がない、まだ商務官として派遣する者が少いが故に、之を段々に慣らさなければならぬ、それを段にして進んで行く方が利益である、何が知らない者を大勢派遣して見た所が却つて宜くないと云ふやうなる御答辯でありましたが、私の考へまするのには、是は十萬圓の金を二つに分けると云ふと、支那に五萬圓、それから米國に五萬圓、米

國に五萬圓は先づ二萬五千圓になると思ふ、支那のは銀の相場の爲に非常に困難かと思ひます、矢張り同じやうになります、さうすると矢張り働く所の費用が非常に少いと思ふ……此兩國だけでも、それで成るべくは急に之を商務官として相當なる所の者を選出することは、御選びになることは出來ないと思ひますが、さうして置いて置けば、何時までも唯米國と支那へ少し遣つた位のことで、眺めて見た所が是は發達は何時出來るか、何時間に合ふ者が出來るかと云ふことは甚だ疑問を置く所であります、故にどうぞ本年からでも宜しうございますから商工業の中に幾らも人があります、さう云ふ者を集めて研究せしむると云ふことが必要でないか、斯う思ふのであります、さう致しましたならば早く商務官となつて派遣せしむることは易いことであらうと思ふ、唯亞米利加と支那だけで本年から御始めになりましても來年盛んになると云ふことはどうなりませうか、矢張り此儘棄置いたならば何年經つても十分なる商務官を養成することは出來ないと存じます、故に本年からでも其商務官となるべき者を選んで、さうして我國でも宜しうございます、のみならず又支那へ、歐羅巴にも何所へでも研究の爲に遣はされる事が最も肝要である、さうしなければ唯十萬圓位、と言つては甚だ失禮でありますが、十萬圓位の金で以て十分なる人を探ることは難いことであらうと思ひます、どうか私の希望とします所は小さいやうでありますが、唯今申しまするが如く一般の人が其考を起して居るであらうと思ふ、私共の懇意な人々に於ては一人も之を賛成せない者はないのである、でどうか追々に進んで其人を御拵へになることを努めて頂きたいと思ひますが、それに付て尚ほ御答を煩はしたいので……

「國務大臣子爵内田康哉君演壇に登る」

○國務大臣(子爵内田康哉君) 唯今の御質問に答へますが、私は先きに御答辯いたしましたのは、商務官の多きを厭ふと云ふ趣意は毛頭ありませぬ、金が許し人を得たならば、大谷君の御希望の通りに澤山商務官を拵へて多くの國に派遣することを切望して居る次第でありまして、今日の豫算の都合、又は實際其人を得ることに困難なる點も先刻申しましたやうな實情がございますから、之を考慮に加へて來年度に於ては先づ二箇所に止めた次第である、無論來年度に於て之を増加し、又其次に於て増加したいと云ふことも申上げたやうな次第であります、今日此場合に更に追加豫算を出しまして、二箇所なり三箇所なり、設けますと云ふことは取運び兼ねます唯二度目に御希望のありました將來商務官になる人の養成に付きましては、是は必しも來年度の豫算に計上する、せないと云ふことにばかり關係せぬ話でありますから、此方面に於ては非常な利害關係を有つて居られまする大谷君とも御相談を致すことも出來やうと思ひます、養成なり又は既に出來上つた人物を再來年度あたりに其方面にやりたい從つて其同意を得るとか、何とか云ふやうな下拵へは十分に出來得ることだらうと思ひますが、其方面のことに付きましては出來得るだけの努力をしたいと思ふ次第であります。

○議長(公爵德川家達君) 仲小路君に申上げますが總理大臣が出席せられましたから、更に御質疑でもございますなら此際に願ひたうございます。

○仲小路廉君 簡單でございますから、此席上より申上げます、今朝總理大臣より私の質問に對しまして御答辯を得たのであります、其御答辯の趣意は、總理大臣御自身に於て物價の調節に付ては誠意を盡して居る、一昨年以來どこまでも誠意を以てやつて居る、此點を能々了解を得たい爲に縷々述べるのである、斯う云ふ御言葉であります、打明けて申しますれば、實は一昨年以來現内閣の物價に付て御探りになりました方針には洵に遺憾なことが多いのであります、又其施設經營に付きましても實に見るべきものは少いのであります、斯樣なことを唯申すのではございませぬ、實際の情況が之を明に致して居るのであります、世上一般に何となく現内閣の方針は總て放縱に失しられては居らぬかと云ふ感が誰にもある、其結果は物價は日に／＼騰貴を來たし、遂に今日の現狀に立至つたのであります、殊に遺憾なるは内閣諸公の中に、過日若槻君よりも其意見の一端が見えたかと存じますが、各大臣の間に往々責任を推移せられる形はございませぬでせうか、所管の限局されて居りまする、政府委員ならばいざ知らず苟も國務の衝に當る國務大臣、況や政府上の德義として聯帶の責を有つべき國務大臣が、或は物價調節のことは農商務である、或は物價調節は大藏省であると、獨り衆議院のみならず、當議場内に於ても往々其形を見受けるのであります、功があれば之を内閣に歸し、責があれば已れ之を引受けると云ふ位な政治德義があつて然るべきかと思ふ、然るに所管の限局せられたる政府委員と等しい言葉を發するとは、國務の衝に當る國務大臣として何たることでありますか、是等が皆己が有る責任を相互に推移し、一時を免れて恥づることを知らない、是れが往々にして内閣諸公の言動に見える、誠意々々と口では仰せられるが、行が之に伴はない誠意が何くにありますか若しも總理大臣が今日當席に於て縷々として御述になりましたことが、眞に腹中より出づる誠意でありまするならば、私は茲に一歩を進めて御伺したい、果して國家を憂ひ、國民を憂ひて茲に物價の調節をなすべき誠意ありとせらるゝならば、此意思を行に表はされて然るべきものであらうと思ふ、簡單に申さば、然らば以後直ちに物價調節のことを斷行せらるるか、せられぬか、此一言で宜しうございます、今日既往の事柄は我々は十分なる施設でないと存じます、適切なる施設を要求いたします、故に唯一言にして果して腹中より其誠意を御懷きになりまするならば、之を行に表はして、斷行すると云ふ御一言を承りたいのであります。

「國務大臣原敬君演壇に登る」

○國務大臣(原敬君) 仲小路君の御質問でありますが、政府閣僚が甚だ不親切なる、誠意を缺いたことを申して居るやうに御認定であります、決して左樣なる次第ではありませぬ、併ながら閣僚悉く同一な者でありませぬから、各々其言ふ所に言葉の違ひもありませう、誠意を缺くやう御聽取に相成るやうなこともありませうけれども、私は之を統督して居る以上決して閣僚皆責を遁れて一時を凌がうと云ふ考は有つて居らぬと云ふことを、茲に斷言するのであります、併しそれにも拘らず、斯樣に認定すると云ふことでありますならば、是れは御隨意なことゝ申すの外はありませぬが、決して政府はさう云ふやうな意思は有つて居らぬのであります、又誠意があれば、物價調節を斷行すると云ふことを明言せよと仰せになる、物價調節は既往に於ても努めつゝある、將來に於ても十分力めると云ふことは屢々斷言いたして居る、決して今日の狀態を以て滿足いたさぬので、昨日藤村君の御尋かと思ひまするが、之に付て決して之を以て物價の問題にしても社會政策の問題にしても、之れを以て滿足いたさぬ、十分に將來に於て効果があるやうに力める積りである、唯奈何せむ經濟界は甚だ複雜にして急速に効果を見ないことは甚だ遺憾として居りまするが、政府は誠意を以て之を斷行することに力めつゝある、又今日まで爲したことは効果が無いと云ふことでありまするが、効果が有る無いと云ふことは御認定に任ずるの外ありませぬ、けれども、政府は決して之を効果が無かつたものとは考へて居りませぬ、又將來に於ても各方面に渉つて施設を致しまして相當の効果を擧げ得ると確信いたして居るのであります、故に物價調節は誠意を以て調節するに力めて居ると云ふことは今更重ねて申上げる迄もありませぬ、無論其の覺悟を以つて臨んで居るのであります、左樣に御承知を願ひます。

○仲小路廉君 尚ほ今一言申して置きたいと存じます、唯今總理大臣の御言葉に依りますれば總理大臣御自身も從前の施設經營を以て不滿足であつたと仰せになる、其通りであらうと思ひます、如何に誠意誠意と仰せになりましても之に伴ふ從前の施設經營が甚だ不十分でありましたが故に、論よりも證據、實際に於て暴騰に暴騰を重ねて居る、今朝來屢々申しまするが如く、我々は今此豫算を審議して協贊を致すか致さぬかの立場に立つて居る、一方此多額の豫算を實行しまする時分には自然に購買力も強くなり又一般の情勢を刺激する、唯さへ物價が騰り騰らむとして居る際に、搗て加へて此情勢ならば愈々物價昂騰の狀態を呈しはせぬかと云ふ點を實に憂慮いたすのであります、斯の如き重要の場合に際して從來政府の御執りになりましたことに依つて將來を察しますれば、是には甚しく人の危ぶむのは當然であります、それでございまするから、唯口頭で誠意々々と仰せになつても何にもならぬ故に先刻來申す如くに物價の調節に付ては種々の方法を要する、先づ以て制度の樹立を必要とする、次には行政命令を行はれべきものは行政命令の方法を以て有らゆる手段を執らねばならぬと思ひます、尚ほ其上に直接政治上の措置を要する、是等は並行つて行ひ得ることであります、然るに甚だ如何の申分でありまするが今日までの施設經營の實際に於て何等見るべきものはなかつた、それでありまするから、昨年十月貴族院が警告を致して、其結果が即ち本日此議場内に於て貴

總督としては如何なる行動を執るかと云ふ立場に立つて居るのであります、此將來に於て將來は申す迄のことはありませぬ、私は是れ以上總理大臣よりの御答を煩はさぬのであります、是は單り私のみならず將來の狀況に依りましても當議院内に於て考を發しうする者は決して少くないと思ひます、此點は宜しく御了承になりまして、依つて生ずる結果に付きましては其責は何れに歸屬するかと云ふことに付て豫め御考慮あらむことを希望いたします。

○議長（公爵德川家達君）　江木翼君。

○江木翼君　私の質問をいたさむと欲する點は朝鮮總督府の事項に關係を有つて居りますから、朝鮮總督の御出席を煩はしたい。

○議長（公爵德川家達君）　朝鮮總督は御出席して居られます……御出席して居られると申しましたが、今退席しましたから出席を求めませう。

〔江木翼君演壇に登る〕

○江木翼君　私は豫て總理大臣の施政方針、並に大藏大臣の豫算の說明に對して本院諸公が連日御質疑になりましたのに付きまして、大樣疑を存して居りまする點に付きまして氷解をしました所が多々ございましたが、唯多年疑を存じて居りまする所の植民地の統治、茲に御斷り申上げて置きますが、植民地と云ふ言葉を使ひますと往々にして誤解が傳はるのであります、何だか一等低い所の領土に向つて植民地と云ふ名を與へたかの如き誤解が生じまするが故に、さる意味に於て申すのでないと云ふことの御了承を得て置きたい、所謂海外領土、此統治の事柄に付きまして目下頗る危急の狀態にあると信じて居ります、或は本院諸公の中にも私と憂を同じやうせられて居る方が多くあるやうに伺ひますので、實は止めむと欲しましたのでございますが止むことを得ず茲に私の疑を質さむとするに至りましたのでございます、植民地と單純に申しましても一樣に固より論ずることは出來ない、私が茲に特に質問せむと致しまする點は、朝鮮並に關東州に關しまする事柄でございます第一に朝鮮の事柄に付きまして、二三御尋を申して見たいと思ふ、大體私は植民地なるものは殊に臺灣と申し關東州と申し、或は朝鮮と云ひ、政治上、社會上並に經濟上、我が內地より分れたる所の獨立の單位をなす所のものである、大體に申しまして斯の如き狀態にあるものであると云ふことを、前提に常に考へて居るものでございます、必しも多少の例外のないと云ふことではございませぬ、原則と致しまして政治上に於ても、別箇の單位をなし、經濟上に於ても然り且又社會上に於ても其通りであると確信するものでございます、從ひまして是が統理なることも別箇の單位に對する統理の方法を取らなければならぬことは、當然に來ることと思ふのでございます、即ち茲に朝鮮を引合に出して申しますれば、朝鮮に關しますところの諸般の政務と云ふものは、大體此總督に於て之を總轄する、斯う云ふことにならなければ植民地統理の實を全くすることは甚だ難いのではないか、殊に此點は私は此兵權の問題に重きを置くのでございます、過般朝鮮總督府の官制が改正いたされまして、總督は文武何れの出身と雖も之に任ずることが出來ることになつたのでございます、併ながら總督なるものは、所謂兵權を有たないのである、今日朝鮮の有樣を見ますると、どうであるかと申しまする と憲兵は引上げられて之に代る所の普通の警察と云ふものが出來た、併ながら實際唯今朝鮮の秩序を維持するものは何であるか、私が申上げる迄もなく、兵隊である、軍隊である、のみならず現在行つて居る所の二個師團では足りないで、此の二個師團完成時期をば繰上ぐ、而かも尚ほ且つ足れりとせずして、茲に十二個大隊と云ふものゝ增員を本年の豫算に計上して居りまするのである、元二個師團が朝鮮に創設せられました時の理由は、私が申上げます迄もなく、御承知の如く大陸に於ける、大陸線に於ける所の第一の先鋒として最も近い位置に居る所の朝鮮の二個師團と云ふものを其先鋒とすると云ふ意義に於いて、二個師團と云ふものを朝鮮に設置されたのである、然るに翻つて今日の狀況を見るとどうであるかと云ふと先鋒に出すどころではない、一日も朝鮮の土地をば此二個師團と云ふものをば引上げることは出來ない、引上げることは出來ないと云ふ狀況が今日の實際であると私は信ずるのである、之を考へて見まするのと、普通の警察でやる所の秩序維持、立派なる所の普通の行政事務普通の統理事務である、普通の統治の事柄であります所の其事柄が、殆ど全部、……全く全部とは申しませぬ、殆ど全部、九分九厘まで所謂司法警察の手にあらずして軍隊の手にある、其軍隊に對して朝鮮總督と云ふものは何等の指揮權を有つて居らぬ、斯う云ふことになつて居るのでございます、斯の如くにして私は朝鮮統治の上に遺憾なきを期すると云ふことは、甚だ難いことではないかと疑つて居るのである、此制度上の問題に付きまして、茲に第一に伺ひたいのは現行の官制を更に改正して、現行の總督の權限に加ふるに兵權を與へる、斯う云ふ御意思は無いのであるかどうであるか、斯くして朝鮮に於ける所の統理を全うする、斯う云ふ御意思はないのであるか、文官に兵權を與ふると云ふことに付きましては、是は從來頗る議論のあつたことであります、併ながら韓國の時代統監の制度に於きまして純然たる所の文官に兵力使用の權利を與へられて居る、現に我國の例に於て斯の如きことがあるのでありますから、私は躊躇せらるべき理由はないと確信いたすのであります、若し果して現行の制度の儘で宜しい內地の地方長官が最寄の軍隊に對して出兵を要求する所の權利が與へられてある、總督に於ても斯の如き權限がある、故に何事も改正を加ふるに必要はない斯う云ふ御趣意であると致しますれば、是は私は甚だ朝鮮の如く諸般事務を總督が總轄すると云ふ必要ある點から考へまして、甚だ贊成しない所であるしない所でありますが、併そこは結局意見の分るる所であると存じますから、或は御答がないかも知れませぬ、果して現行の制の儘と致しますれば、何故に朝鮮總督所謂齋藤總督が、豫て御赴任の際に新聞等に御話があつた通り、丸腰の總督に對しまして、文官である場合に於ては、之を現役にする必要がどこにある、現役にすると云ふ事は決して濫りにすべき事柄ではない、斷じてないと私は信ずる、唯朝鮮總督が軍服を飾りに著ると云ふ爲に、此制度を弄ぶべきものでないと云ふ事は申上げる迄もない、然るに豫て總督府官制の改正に際して、朝鮮總督を豫後備の軍人、其他の軍人で充たす場合に於て、其軍人は直ちに現役になると云ふ勅令を出されたのである何の爲に斯の如き必要があるのであるか、頗る怪しむべきことではないかと思ふのである、此二點は思ふに制度上に關します事柄でございまするで總理大臣が御辯明下さることゝ存じます、次に伺ひたいと思ひますのは、矢張り朝鮮のことでございますが、屢々申しまする如く、一つの人に、總督なる所の一つの官に諸般の政務を總轄することが機宜に適し、殊に別箇の單位に臨んで居る所の官と致しましては當然なことであると思ひますが、斯う致しますなら朝鮮銀行、朝鮮なる[illegible]經濟的單位の中央金融機關である所の此朝鮮銀行に對する管理權も亦總督が中心になつて[illegible]になるか當然ではないかと思ふのであります、今日と雖も夫々朝鮮總督が朝鮮銀行に對して管理權を有つことにならぬと申すのでありませぬが、殆ど其中心勢力と云ふものは大藏省に屬して居りまして、朝鮮總督は僅に員に備はると云ふ如き形にあると思ふのでございます、是では到底朝鮮と云ふ所の經濟單位を自由に御管理なさると云ふことは私は事實の上に於て不能であらうと思ふ、此點に於て朝鮮總督に於ては銀行制度に於て大なる不便なしとせられるや否や、次に尙ほ朝鮮のことに付きまして伺ひたいと思ひまするのは朝鮮の鐵道であります、恰も朝鮮の交通機關と云ふものは、次の體に之を比べて見ますれば心臟より出て各種の大小の動脈靜脈が體の中を歩きますると同樣に、鐵道は恰も一種の神經系統とも申すべき所の極めて重要なる朝鮮統理の機關であると思ふのでございまする、朝鮮の政治を朝鮮總督が考へるが如く最も機宜に適し、極めて適當と認むる方面に施行せむと致しますれば此鐵道を朝鮮總督が握つて居ると云ふことは無論でなくてはならぬ、之を引放して外へ渡すと云ふやうなことがありまして、到底朝鮮の統理を全うすることが出來ないことは私が縷々する必要がない事柄ではないかと思ふ然るに近頃奇怪なることを伺ふのでございまするが、朝鮮の鐵道全體と云ふものを一億五千萬圓と積算を致しまして之を滿鐵會社に出資する、斯う云ふ噂が新聞に出て居るのでございます、或は事實でないかも知れませぬが、實は滿洲鐵道會社は既に資金の調達に困つて過般も社債も募集したけれども、僅か十分の一內外の應募者しか無かつたと云ふやうな譯で、到底社債に依つて年々嵩む所の興業費を處理することが出來ない、是に於てか五億內外の資本に增資する爲に其一半を政府に分ち、其政府に分ちたる一半の代償と致しまして朝鮮鐵道を以て出資に充てると云ふが如き噂が往々にして耳に入るのでございます、若し果して斯の如くでありましたならば、是は私は朝鮮の統治の爲に由々しき大事ではないかと思ふのである人間の神經系統と云ふが如きを、人間の體から引去つて、それでは到底あとの體が完全の働きが出來る

譯はないのである、半身不隨にあらざれば殆ど全身が死だ如きものになりはしないかと思ふのでありまするが、此噂と云ふものは果して事實なりや否や、若し事實と致しますると私は大變なことであらうと思ひますが、無論此事柄を議會に御諮りになるであらうと思ひますが、果して然るべき手續を御執りになるのであるか否や、次に伺ひたいと思ひまする點は朝鮮の統治に關しまする內容の問題でございまする、先きほどより原則的に申上げまする如く朝鮮は一つの政治的、經濟的並に社會的の單位であると云ふ事を申上げましたが、事實如何なることを申すのであるかと云ひますると、御承知の如く朝鮮は三千年來の歷史を有つて居る、朝鮮人自らは四千年と申して居りますが、少くとも長い間の歷史を有つて居る、又山河自然の形勢の中に含まれたる所の此女眞以來の民族と云ふものは一種の社會的の制度を有つて居る、又國語も別箇の國語を持つて居る、又縱令長い間他の宗主權を仰いだと申しながら、政治的半獨立の統治をして居つたのである、是れは事實であるから否むことは出來ない、私は露骨に茲に申して宜いと思ふのは、朝鮮一千三百萬の民族と云ふものは確かに國粹を有つて居るものである、「ナショナリティー」を有つて居るものであると云ふことは何人も確信せざらむとするも得べからざることであると思ふのである、是は一朝一夕にして此國粹と云ふものを片端から叩き潰すと云ふが如きは到底出來得べきことでないと私は信じて居るのであります、植民地の統理に付きましては長い經驗を有つて居ります所の先進國に於きましては、斯の如き場合に付きましては屢々苦き經驗を嘗めて居ると云ふことは私の喋々を俟たぬ、諸公に於て十分御諒察のことゝ思ふのでありまず、謂はゞ一口に申しますると能く同化主義と云ふことを申す人がありまするけれども、所謂同化たることが中々百年や二百年の短い歲月で行はれ得べき事柄でない、少くとも植民地統治の歷史が始まりして以來、此同化なるものが完全に行はれましたと云ふことは出來ない位むづかしいことであると云ふことは滿場諸公御諒察の事と思ふのでありまず、固より別箇の政治單位であるからと申しまして固より我皇の恩澤が一視同仁に及びますと云ふ事柄に付きましては、固より例外があらう筈はない、例外があらう筈はないが、併ながら統理の方法に於きまして必しも內地と同樣にやることは出來ない、否な、寧ろ反對の同化では出來ない、所謂同化の主義で進まなければ、即ち其の國粹と云ふものを壓迫しないで行かなければならぬと云ふことが、私が從來先進國が經驗し來りました所の、而して結局到著いたしました所の原則の命ずる所であると思ふのでございます、然るに朝鮮に對する今日までの狀況を見ますると如何であるかと申しますと、全く反對である、謂はば同化主義である、殆ど斯く申さば極端の例であるかも知れませぬが、殆ど是と餘り違はないと思ひますのは、西班牙人が亞米利加に臨みました際に、西班牙の言葉を以て、西班牙の法律で統治をしたと云ふのと餘り距離のないやうなやり方が今日までの狀況ではないかと思ふのである、今日我々が日々官報等に依りまして澤山の法令に接して居りますが、極めて近世式の法令である、斯の如き法令と稍々趣は違ひますが、大方同じ位の程度の極めて近世式なる、而して朝鮮の民族風習とは大分隔つた所のものに依つて統理せられて居る、其舊慣は成るほど尊重せらるゝでございませうが、併ながら甚だ怪しい所が多い、又朝鮮人が使つて居ります所の國語、此國語を尊重いたしますと云ふことは餘ほど重大なる事柄であると思ふ、之が爲に屢々戰爭の種となり、或は紛議の種となつたことは屢々あるのでございますが、朝鮮に對する所のやり方は如何であるかと申しますると、成るべく內地の國語の普及を圖る、現に教育會などにも國語の普及と云ふことは明文を揭げて居る、裁判所に於ても、其他の所に於きましても、公式の言葉は即ち內地語である、官吏が……官吏と申さずと、例へば巡查、巡查が其任命を受けるに當りまして、朝鮮語を解すると云ふことは少しも其要件にはなつて居らぬのであります、朝鮮にあります所の大小國家の機關と云ふものは全く此朝鮮の言葉に付きましては理解を得ない、又理解をすると云ふことを必要としない、斯う云ふ狀態になつて居るのでございます、是は甚だ私の今回の騷擾の端を爲した所の一つの原因であり、又將來に於きましても斯の如き點と云ふものは斷然方針を更正しなければならぬと考へるのでございますが、朝鮮統治の最高の任に當られます所の朝鮮總督に於ては如何に御考へになるか、又之に付きまして國語、朝鮮語、此朝鮮語を少くとも朝鮮人に接觸……直接いたします所の官吏は必ず習得しなければならぬものである、斯う云ふ官吏任命の要件にすると云ふ御考はないのであるか、どうであるか、是は特に此朝鮮語に付て伺つて見たいと思ふのである、又斯の如く私は統治の階級……と申すと惡るうございますが、統治の側に立つて居ります所の內地人、統治せられます所の朝鮮人との間には實は殆ど氣脈の通ずべきものがないと云ふのが今日までの現狀ではないかと思ひます、少くとも其氣脈を通ずる所の溝と云ふものが甚だ淺い、謂はゞ朝鮮の統治全體に於きまして所謂——國民的理解がない、統治者の側に於きましても民族の心理を十分に理解すると云ふことが出來ず又統治者の側に於きましても統理者側の心理と云ふものを理解すると云ふ事が出來ないと云ふのが屢々誤解を起します所の、紛議を起す所の因ではなからうかと私は信ずるのでございますが、何としても朝鮮統治に於きましては斯の如き苦き經驗を嘗めました以上は、茲に施政を更新をする、而して此政治と云ふものに對して國民が十分に理解して、之に服すると云ふことが第一の原則にならねばならぬと私は信ずるのでございます、之をしまする所の其第一歩と云ふものは何と致しましても朝鮮人の民度、情勢が既に許すと認められましたならば地方自治の制度位は之に許すと云ふことが私は當然の事柄でないかと思ふのでありますが、現任總督に於かれましては地方自治の制度を立つる事に付て如何に御考へになつて居るか、又此根本的の原則に付ては如何に認めになつて居るか、斯う云ふ點を承りたいと思ふのであります、以上朝鮮の內部に對しまする所の施政のことに付きまして政府の所見を伺つたのでございますが、茲に是非附加して伺はなければならぬと思ひまする點は、昨今屢々所謂不逞鮮人なるものゝことに付きまして耳に致すのでございます、是等の事柄に付きまして此議場に於きまして論議を致しまするることは或は不謹愼であると云ふやうな御咎があるかも知りませぬが、實は朝鮮なり或は日本內地に於てこそ我々は此事柄に付きまして詳しく知りまする所の便はないのでございます、日本の外に於きましては實に詳しい所の報告と云ふものが常に常に新聞紙上に散見して居るのである、何も此議場に於て之を隱し立てを致しました所が少しも益のないことで、あらうかと思ふのであります、十分に此點に付て疑を有つて居ります點は披瀝いたしまして、而して我々が安心を致しまする所の御辯明を得たいと思ふのであります、元來不逞の鮮人なるものは朝鮮內に於ては勿論のこと、朝鮮外に於きましても隨分多い、又是が居りますことは必しも昨今に始まつたことではないのであります、既に御承知の如く是が犧牲となつた者は長く政府の顧問を致して居りました所の元の「スティーヴン」君あり、又明治四十二年には我々の最も尊敬したるところの國家の元勳であるところの、伊藤公爵は是が犧牲となられたと云ふやうな次第でございまして、爾來私は少しも是れ等の運動と云ふものは絕えて居らぬと確信を致して居るのでございます、而して斯かる不逞鮮人の團體と云ふものは決して小さなものでない、或は間島或は渾春、或は「イマン」、「ニコリスク」等に居りまする所の者は頗る多數に上つて居ると云ふことは、私が喋々する迄もなく、總督府に於て十分御承知のことであらうと思ふのであります、斯の如き不逞の鮮人、是は固より內に於きましては、或は地方自治を許すなり、或は彼等の國粹を尊重するなり、我が至慈至仁の政治を施すことに努められると云ふことは言ふ迄もないことであります、併ながら不逞を働く徒に至りましては、斷乎として私は國權を以て之に臨まなければならぬと思ふのであります、之に向つて謂はば甚だ甘い顏を見せますると云ふことは、固より國家の政策として甚だ當を得ないものであると確信を致すものでございます、偖て此の不逞鮮人が近頃に於きましては如何なる事をして居るかと申しますると、昨年の三月一日に暴動を始めて以來、四月に至りましては遂に上海を本據と致しまして、大韓民國の獨立政府と云ふものを組織したのであります、而して是が國務總理となりました所の者は、現に上海に居りまする所の安昌浩であると信じて居ります、外務總長となりました者は先般こちらに參りました所の所謂呂運亨である、其外幾多の人が內閣を組織した、而して五月に至りまして、更に內閣の組織を多少變更いたしまして、外務總長には當時佛蘭西の會議に朝鮮民族を代表して運動をしに參りました所の金奎植が外務總長になりまして、呂運亨が外務次長になつた、斯の如くに致しまして、彼等の獨立運動と云ふものは漸次其歩を進めて來て、遂に昨年の九月二十五日には吉林に於て大會議を開いたのであ

ります、而して[illegible]の大韓民國假政府なるものを變へまして、所謂直接軍事的行動に移ると云ふ名目の下に臨時軍政府と云ふものに組織を變へたのであります、而して最高執政官と致しまして、彼の地方に出没を致して居ります所の李承晩が之に當り、種々不穩な計畫と云ふものを廻らして居る、是等は總て上海或は南滿洲、北滿洲、烏蘇里方面を通じまして常に氣脈を取つて進行しつつある所の計畫である、更に此朝鮮の内を見ると、どうであるかと申しますると、或は大韓民國愛國婦人會、或は青年外交團などと云ふ所の、祕密結社を以ちまして、或は軍國資金と云ふものを募集し、其他所謂獨立政府維持の爲にする所の諸般の行動と云ふものを執つて居る、是等のことに付ては恐らくは何も之を隱して見た所が仕様のないことである、全然私は事實であつて、何も之を祕さなければならぬと云ふ理由はないと思ふ而して是等の朝鮮内地に於ける所の祕密結社が、或は上海に於ける今の假政府と常に交渉をして、交渉をして居りまする人、茲に相互の間に派遣を致しまする所の人の數なども、極く明瞭に分つて居る事柄ではないかと思ふのである、又最近に至りましては是等の軍務總長の指揮の下に屬して居りまする所の所謂李東暉と申しまする者の下に屬して居りまする所の或る團體であります、北朝鮮の方に侵入をして我が邦人に危害を加へたと云ふやうな事實もあるらしい、又先般は危險なる所の爆裂彈を多數製造を致して、之を京城に持運んだと云ふやうな事實も蔽ふべからざる事實でないかと思ふ、斯の如き不穩なる擧動と、不穩なる計畫と云ふものが朝鮮のぐるりに於て講ぜられつつあるのでありますが、之に對しまして、私は外務大臣に伺ひたいと思ふのであります凡そ一國の治安を害しまする所の計畫が、他國の領土内に於て講ぜらるる場合に於きましては、一國の自衞上當然の結果と致しまして、之が排除を其の策源地を有する所の國に要求すると云ふことは蓋し當然爲さなければならぬことであり、又爲す權利のあることであると思ひますが、外務大臣に於ては爾かく御認めにならぬのでありますか、如何でございますか、此策源地の事柄に關しては、從來屢々事例のあることであります、例へば加奈陀に於ける所の佛蘭西系統の民族が叛亂を致しました時に、其策源地は多くは北米合衆國が持つて居つた、遂に國際紛議となつて、或時は即ち千八百十二年の如きは、之が爲めに英米の間に戰爭を釀したと云ふこともある、又近くは玖馬の叛徒……玖馬の叛徒と云ふものは其の策源地を多くは紐育に持つて居つたのである、それが爲に紛議を釀して遂に米西戰爭と云ふものが開かれるに至つた、又最も最近に此の大戰爭の起りました原因は何であるかと尋ねて見ますと一ボスニア一人が塞耳維に在る所の所謂大塞耳維國期成同盟會と氣脈を通じて、各種の不穩の計畫を致しましたと云ふことが爆發いたしまして、或は皇太子の暗殺となり、或は墺太利側の要求となり、遂に今回の戰爭に至つたやうな次第であります、更に角外國内に於て國の政府を顚覆せむとするが如き所の計畫が行はれる場合に於て、其當事國たるものが之に抗議を提出し、是が鎭壓排除と云ふことを望みますことは當然の權利と言はなくてはならぬ、又國際法上斯の如く認めて居ると思ひますが、外務大臣に於ては如何に御考へになるのであるか、又果して然りとすれば即ち御認めになるとしたならば、如何なる手續を御採りになつたのであるか、伺ふ所に依りますれば、上海に於ける佛蘭西の租界に假政府がありますに對しましては、佛蘭西政府に對して抗議を提出されたと云ふことを伺つて居るのでありますが、果してさうであるか、さうして今日は斯の如き計畫は既に鎭壓せられたりと信ぜられるのであるか、私は未だ斯の如き所の計畫と云ふものは決して排除されて居らぬと信ずるのであります、現に最近極東に於きましては最も信用のある新聞と致しまして、我々も敬意を拂つて居ります所の「ノース、チャイナ、デーリー、ニュース」の三月七日の記事を御覽になりますと、多分其事實が反對であると云ふことを御認めになるであらうと思ひます、或は現内閣の諸公に於きましては、能く新聞の記事は嘘を書くものであるから、多分是も嘘であらうと云ふ考であるかも知れませぬが、他の方面に於きましても私は多少の材料を持つて居るのでございます、而かも此三月七日の尊敬すべき「ノース、チャイナ、デーリー、ニュース」の記事には事々しく朝鮮の獨立に對する騷動と云ふ極めて大なる活字の下に二欄に亘つて事細かに書いてある、或は内閣員の氏名を列擧し、其他朝鮮人の話ではございますが、極めて明細に書いてある、又先達て此方へ御招致になつたと云ふ所の呂運亨の話に付ては、或は陸軍大臣でございましたか、總理大臣でございましたか、呂運亨は極めて善人であつて、さうしてすつかり改心して居ると云ふやうな御話がありましたが、斷じて然ることなしと云ふ所の反對の事實を細かに此新聞に書いて居るのでございます、又獨立政府の事務所などの存在することなどに付きましても、疑ふべからざる所の事柄も擧げて來て居るのでございます、此の如き狀態でありまするに對しまして、外務當局は何等の御措置を御採りにならぬのであるか、又斯く御認めになる以上は何等か徹底的の手段を御採りになるのか、どうであるか、又朝鮮總督に伺ひたいと思ひますのは、朝鮮總督は必ずや私は斯の如き所の計畫を爲す所の者は不逞の徒である、斷じて不逞の徒であると云ふことを御認めになることと思ひますが、果してさうであるかないか、此點を承つて置きたいと思ふ、先般呂運亨の參りました時に對しましては、斷じて不逞の徒にあらずと云ふやうな如き點もありましたやうでございますが、私は此問題は實は御尋を致しまする枝葉の問題でありまするが故に、唯朝鮮總督が、それは質問の通りであると云ふ御答を得ますればそれで滿足するものである、如何となれば若し不逞の徒であると云ふことを御認めになりますれば、是から先き此前の如き甚だ國家として爲すべからざるが如き手續を爲さるまいと私は信じますが故に、不逞の徒であると云ふことの言證を總督に於て爲さるれば、それで滿足とするものであります、御承知の如く昨年の暴動の起りまして以來、總督は四月十五日を以つて制令を發して居るのである、其制令には如何にあるかと申しますと、政治の變革を目的とし、多數共同し、安寧秩序を妨害し又は妨害せむとしたる者は十年以下の懲役云々、前項の行爲を爲さむとする目的を以て煽動を爲したる者の罪又同じ、本令は帝國外に於て罪を犯したる帝國臣民に又之を適用す、司法次官でありましたか、呂運亨の行爲の如きは刑法の七十七條であるか、七十八條には該當しないが故に、罪人であるとかないとか云ふ御話がありました、私は呂運亨が罪人であると云ふが如き斷定をすべき理由は毛頭ないと思ふ、如何となれば罪人なるものは、裁判の判決に依つて確定するものでありますが故に、申すまでもなく罪人と云ふ事を直ちに斷定する事の出來ない事は勿論である、併ながら朝鮮總督は李承晩、或は[illegible]、或は安在鴻、乃至呂運亨と云ふが如き者は、[illegible]日に御公布になつた所の制令に[illegible]とし て、朝鮮の檢察を總括せらるべき[illegible]には、之を檢擧すべきものであるとお認めになるや否や、法律的に申したならば、必ずや私は是は[illegible]めになるべきものであると思ふ、若しも之を御認めにならぬと云ふ事が、此議場に公けになる場合に於きましては是れこそ私は大變な結果を惹起すものではないかと思ふのである、次に滿洲の事柄に付きまして一二伺ひたいと思ふのであります、第一に伺ひたいと思ひますのは滿洲鐵道の問題如何にも近頃行詰つたやうに思ふ、社債を試みる、不能に終る、增資をせむとすれば朝鮮の鐵道問題が絡つて起る、甚だむづかしい狀態になつて居りはしないかと思ふのであります諸公の中には滿洲鐵道には長い經驗を持つて居られる方は多々居られると思ふのでございますが、私は今日の如き手を擴げ、さうして十年前には僅に一千萬圓か二千萬圓内外の興業費でやつた所の鐵道も、今日に於ては八九千萬圓内外年々要すると云ふやうな如き狀態になつて居りまする今日に於きましては斷乎として此整理方針を採るべきではないか、さう何でも彼でも此滿洲鐵道へ掻き込んで行つて、是で仕事をやると、斯う云ふ性質のものでないやうに思ふのですが、關係廳長官第一次の直接の監督の任に居らるる所の政府當局に於ては如何に御考へになるか、それから滿洲鐵道は私は申上げるまでもなく成程大なる事業會社である大なる事業會社であると同時に、又大なる國家の統治の機關である大連より北は長春に至りまする間の南滿洲鐵道會社に附屬いたしまする所の此多數の附屬地に於ける所の日本臣民の統理と云ふものは此の會社が責任に當つて居るのである、是より租稅を徴收し、是が警察權を行ひ更に進んで是が國民教育を爲し、是が中等教育を爲し更に進んで專門教育を爲す機關まで有つて居ると云ふやうな國家機關を爲して居るのである、然るに此機關に從事しまする所の職員なるものは政府の官吏でござりませぬが故に、何等官紀で取締る所の法律と云ふものは適用されて居らぬのである、官吏瀆職に關する所の法律の如きと云ふものは適用せられて居らぬのであります、近頃甚だ忌まはしきことを私は耳に致すのでござりまして當議場に於て是が噂を

致しまするとは、私として恥づる次第でござりまするが、甚だ面白くなき評判を屢々聞くのでござります、まさか事實でないかも知れない、知れないが併ながら斯の如く重要なる國家に對する責任を有する機關である以上は、是が官紀、是が規律のことに關しましては相當の方法を設けらるるのが政府として當に爲さるべき事柄ではないかと私は思ふのである、關東廳長官に於ては何か是等の點に於て御考があるのでござりませうか、如何でござりませうか、一體殖民地と云ふものは本國と違ひまして社會上の規律節制等に至りましては甚だ緩きものがあるやうに何れの國に於きましても觀察せらるるのである、殊に近頃に於きまして私は全般に申すのでございませぬ、朝鮮臺灣に付ては何等聞いたことはございませぬが、滿洲等に付きましては往々にして如何はしき所の風評を耳に致しまする、而かも是等に付ては私が信頼して居ります所の林長官に於きまして、是等の事實の有無に付きまして、議場に於て辯明せられまして、我々の噂に付て疑を有つて居る所を氷解せしめらるるならば、私の洵に仕合とする所でござります、此機會に於て併せて伺ひたいと思ふのでござりますが、大連の取引所なるものがあります、是は大正二年でござりまするか、勅令が出來て居りまして、それに伴ふ所の府令等も出來て居りまして、重要物産に付ての取引は官營の市場に於て爲すと云ふことになつて居るやうであります、近頃是れが改正を試みられたやうであります、而かも甚だ不思議なことには……之に付ての齊東野人の噂の如きは私は敢て問ひませぬが、甚だ不思議なことには此勅令府令等の公布前に先ちまして民設の取引所の株式の募集と云ふが如き事柄が新聞等に載つて居つたのであります、林長官に於ても必ず此事實を御認めになるであらうと思ひますが、是等は或は一面に於ては私の心配して居りまする所の所謂官紀の弛緩と云ふやうなことが此間に存するのではないかと云ふやうな疑を深く致しまする次第でございます、是等の點に關しまする林長官の辯明を伺つて此疑團を氷解いたしたいと思ひまするのでございます、縷々述べました事柄に付きまして、各項は澤山に分れて居りまするが、要點は右の如くでございまするで、どうか簡明なる御答辯を得たいと思ふのであります

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 唯今江木君より朝鮮總督府の官制に付きまして御質問がありましたから之に御答を致します、朝鮮總督なるものは新官制に依つて統帥權なきものであるが、是で宜しいか、朝鮮の事情を見るに師團充員の繰上其の他の狀況を見れば、總督が統帥權を依然持つて居る方が宜しきやうに考へるが、之なくて宜しいかと、又近く官制でも改正して元のやうに統帥權を持たするやうな意思はないかと云ふ御尋のやうに承りましたが、政府に於きましては今日の場合新官制の如く朝鮮總督は統帥權なくして差支はないと見て居るのであります、各地に軍隊の駐在いたすことは地方の治安を維持する爲には必要でありますけれども、直ちに兵力を彼地に用ふるのでは無論ないのであります、故に現行官制の如く又現總督の如く、統帥權を持ちませぬでも更に差支はないと考へて居ります、又差支がないものとすれば、何故に現男爵齋藤總督は現役に復したかと云ふ御尋でありまするが、是は舊官制と現官制との區別を混同せられたるより起つたる御疑問であらうと思ふのでございます、男爵齋藤總督は現行、即ち新官制と申した方が御分り易いのでございます、新官制に依つて任命せられたのではありませぬ、舊官制に依つて任命せられたのであります、舊官制に於ては無論朝鮮總督は統帥權を持つて居るのであります統帥權を持つて居りまするが故に現役に復せざるを得ないのであります、故に舊官制に依つて總督は任命せられ、現役に復して統帥權を持つたのであります、其後約二週間を經て新官制が行はれました、其時に至つて始めて軍隊を指揮する統帥權と、總督の文官たる職務と始めて分れたのであります、故に男爵齋藤總督の任命の當時に於ては現役に復せざるを得ぬのであります、復するのが當然であります、併しそんならば新官制に依つて總督は統帥權がないことに立至つたならば、現役を罷めて再び豫備に這入つても差支ないぢやないかと云ふ御議論と承けらざるを得ぬこととも考へます、是は固より現役に復する復せざると云ふことは全く大權發の動にも依ることでありまず、必ずしも必要があつて現役に復したのは直ちに新官制が行はれたから元の豫備に歸らなければならぬと云ふ理由もないことと思ふのであります、大體官制上に付ては唯今の答辯を以て御了解を得ることと考へます

○江木翼君 總理大臣の御辯明に付て尙ほ順序として特に伺つた方が宜からうと思ひます、男爵齋藤總督の現役だけのことを私は御尋をするのではないのであります、新官制が實施の其日より陸海軍軍人にして朝鮮總督たるものは現役とすと云ふ勅令が出て居るやうに記憶いたすのであります、何も兵權を持たない統帥權を持たない所の總督であつて、制度上之を現役にすると云ふ所の必要が何處にあるか、今總理大臣の御辯明に依つても、もう既に今日は必要がないと云ふことを判明に御認めになつて居るのではないか、然るにも拘らず斯の如き勅令が出て居るのはどう云ふ譯かと云ふ此點を一つ伺ひたい。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) それは誠に明瞭な事柄であります、朝鮮總督なるものは元來文官であります、併し此文官たるものが必ず海陸軍の中將以上でなければならなくなつたのは舊い官制であります、舊官制で……之を改めて文官の仕事と武官の仕事と分れたのであります、併ながら統帥權の有無に拘らず朝鮮總督なるものは現役の將官が任命されたと云ふことはないのでかります、文官でも武官でも宜しいと云ふ制度を採りました以上には、現役の將官が總督になることもあるのであります、斯樣なる場合に於て是が直ちに豫備に復たなると云ふことは……

〔副議長侯爵黑田長成君議長席に著く〕

甚だ其任命せられたる人に依つて當を得ないことであります、故に若し現役の人が總督になりまして、依然現狀に居ると云ふことになつて居るのであります、法が即ち當時に於て官制が發布された……又元元統帥權なるものは一部の御委任のあることでありまして、將來絕對に統帥權を用ひることが出來ないと云ふ次第のものではありませぬが、統帥權を持つと云ふことは武官の仕事でありまして、文官の仕事でないと云ふことに新官制は區別を致して居ります夫れ是れの事情に依つて現役に依ると云ふ官制が發布せられて何等差支ないものと解釋いたしたのであります。

○江木翼君 總理大臣は私の質問の要領を解せられた如く解せられぬ、巧に要領を外されて居るやうであります、既に文治的な機關である、何等御委任があつて統帥權を持つ、必しも持つ官ではない、現在の朝鮮總督も亦御委任があつて統帥權を持つて居らるると云ふことは承知して居らぬのであります、然る以上は何の爲に此制度を必要とし、而かも新官制の出來ました其日に別に勅令の上には男爵齋藤總督とも何とも書いてありませぬが、假に豫備の者であらうと後備の者であらうと將又退役の陸軍將官なり海軍將官とか云ふものを此に持つて來て、さうして朝鮮總督にしましたならば、其人は其任命をせられたる其日より直ちに現役に復する、斯の如き制度と云ふものは抑々此現役の制度と云ふものを所謂弄するものではないか、妄りにするものではないか、何の爲に必要であるか、唯男爵齋藤總督が元と現役であつたから之を續けるのが必要である、斯う云ふのでは更に說明にならぬのであります、何が故に現役として置かなければならぬか、或は場合に依つたら御委任があるかも知れぬ、斯う云ふことを仰せでありまするが、然らば其時に特旨を以て現役に列せられると云ふことも出來る、私は是は……

〔議長公爵德川家達君議長席に復す〕

憲法の上から云へば甚だ面白くないと思ひますが、それは必しも出來ぬことではない、何にも統帥權を持たないときでも續いて現役に居るべき理由と云ふものをもう少し明解に御示しがあることゝ思ひますが、之を伺ひたい。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 男爵齋藤總督の任命とは別物と云ふ御尋でありましたから其答を致した、無論是は混同しては間違を來たす基であります、男爵齋藤總督の現役したることは當時の官制に於て現役ならざるを得ぬのであります、是は議論の無いことゝ私は思ふのであります、新官制發布の際に軍人にして總督になつた場合の規定が即ち現役であると云ふ勅令を發布せられたのであります、斯樣なる場合に於ては軍人を必要とし、總督にいたすのであります、當然之を現役に致す方が統治上必要なりと考へるのであります、現役の人が總督になつたから直ちに豫備になると云ふことも甚だ困難であります、又豫備の儘用ひますならば軍人であらうがなからうが資格に於て同じやうなものであります、それ故に之を現役にすると云ふことは若し武官を以て往く必要があつて左樣に致す場合には現役にすると云ふことが統治上必要なりと考へて此勅令は發布せられたのであります、それ以上必要がないと云ふことはそれは御

[illegible]であるから如何とも仕方がありませぬ、理由は上[illegible]な次第でございます

〔國務大臣子爵内田康哉君演壇に登る〕

○國務大臣(子爵内田康哉君)　江木君の御質問の順序より申しますれば男爵齋藤總督が先きに或はしま す方が都合かと存じましたけれども私のは極く簡單な御質問のやうでありまするから便宜上唯今私から御答へます、朝鮮人中不逞の徒が西比利亞方面、北滿、南滿或は上海其他亞米利加方面にも居つて、此各領土を土臺として帝國に對して或は不軌を謀り或は帝國に危害を及ぼすやうな策源をするから、之に對して斯る領土の首腦者に對して取締の途を講じたのであるか、どうであるか、斯う云ふ御質問のやうに聽取りました、果してさうでありますれば、是等に對しましては隨時出來得る限りの交渉も致し、取締の途を講じて居ります、幸に各國に於きましても此關係を諒として事情の許す限りは我が希望に應じて吳れて居る次第であります、唯外國の事に關しまずして今後の取締上より致しましても其手續に關して斯斯致して居る、斯々して吳れたと云ふことを此公開の席で申上げることは決して得策ではないと思ひます、又我が請求に應じて吳れる國々に對しても遠慮すべきことと思ひますから左樣御承知を願ひたいのでございます、唯一言申添へたいことは此朝鮮人の活動いたしまする範圍は唯今申しました通り甚だ廣汎なる地域に亘つて居る、さうして其地域に於ては地域自身が安定し兼ねて居る所がある、例へば今日の西比利亞に於ける情況の如き、又は滿韓相接して居る地方の如きは、地方官の制令が十分に行はれ難き所があるのでございますから、各國が我が請求を諒として其希望に應ぜむとしても或は思ふやうに行かぬことがあるかも知れぬ、併し事情の許す限りは我が要求に應じて相當の手續を執つて行きつゝある話で、甚だ感謝せざるを得ない次第でありまする、又支那に於ける居留地の如きは御承知の通り一種の行政組織の地でありまするから、是等の事柄が此取締上甚だ不便を感ずる點もあらうと思ふ、併し先刻申しまする通り事情の許す限りは先方に於ても出來得る限りのことを致して吳れて居る次第でありますから、今後と雖も此取締は出來得る限り致したいと思うて居る次第であります、此邊の事情は今に始まつたことでありませず、もう十年も其以上にも溯り同じ状態を續けて居る次第でありまして、江木君の如きは政府の要職に居られて自ら此邊の事情は能く御承知になつて居ることであらうと思ひますから、私の唯今の答辯で御滿足を得たいと思うて居ります

○政府委員(男爵齋藤實君)　江木君よりの御質問に付て私への部分を御答へ申します、朝鮮銀行に關しますることでございます、是は現に朝鮮總督府に於きまして法規に從ひ、監督を致して居るのであります、先刻の御言葉の如く有名無實なる監督と云ふやうなことはございませぬと信じて居ります、固より此帝國の版圖内に在る銀行であつて、さうして此國外にも營業を致して居る銀行でありまするから、此經濟上の關係と致しまして大藏省と沒交渉であるべき筈ではないのでございます、此點に付きまして先刻御話の大藏省に何事か聞くと云ふやうなことも出ますのかと思ひまするが、是は又大藏省と關聯なしにやつたら大變なことになるのでありますから、此點はどうか左樣御了知を願ひたい、それから朝鮮鐵道のことでございまするが、是は問題が起つて居ります、併し何等決定いたして居りませぬ故に、茲に御答辯を致し兼ねまする、それから此朝鮮民族のことに付きまして縷々御質問でございましたが、大體の御質問の趣意は私などの考へて居る所と大差なしと考へて居るのであります、教育のことに付きましては此朝鮮人に對しまして朝鮮語は固より必要なものでありますから、普通學校を始めとし、總ての學校に於て教育いたして居ります、併ながら併合以來即ち帝國の一部でありまするに依つて、此讀本其他主要なるものは總て國語を以てすると云ふことは是は將來共に必要なのでありまする、是は其方針を以て無論進むのであります、即ち此豫算に於て御協贊を仰ぎつゝある所の學校の教育の費用其他が成立いたしますると云ふと、教育の制度の上に改良を加へまして、尙ほ特に總督府のみならず、此一般に斯う云ふことに經驗のある人に囑託を致しまして、委員として遺憾なき制度を以て進みたいと云ふ考を持つて居るのであります、それから此官吏の朝鮮語のことに付て御質問でございましたが、是は御質問の如く甚だ必要な問題でありまして、殊に警察官の如き人民に觸接いたしまする者は政府もやらせたいのであります、それ故に此豫算の上に於て請求いたして居りまするが、即ち此朝鮮語の相當な試驗を經ました者には手當を與へまして、さうして獎勵して進んで行きたいと云ふ考を持つて居る、現在に於きましても低い所の官吏は皆見習を何箇月間かやらして居りまする、それ等は矢張り朝鮮語の素養を與へつつあるのであります、此朝鮮語の必要と云ふことに付きましては、御質問の趣意と同樣の方針を以て進みつつあります、地方自治のことに付きましては矢張り之を豫算に計上いたして、多少此地方自治の初步を始めます積りで計上いたして居りまするが、是は未だ成案として茲に御話し申上げるまでに進んで居りませぬが、併ながら先以て道以下の地方自治機關と致しまして、參事會と云ふやうなものを設けまして、さうして地方自治の初步を始めまする考で居ります、それから此不逞鮮人の犯罪者檢擧と云ふことに付ての御質問でございましたが、是は新聞紙若くは情報等に依りまして、色々な名前の人も承知いたして居ります、併ながら此席に於て何某が檢擧すべき部類の者であると云ふことの確答を申上げることは出來兼ねます、素より警務機關に於きましては、それ〲證據の擧がりました者、若くは嫌疑を……十分に嫌疑のある者は名薄もありまして、國外に居る者と雖も注意して居るものがあるに違ひございませぬ、茲に私が其名簿も持つて居りませぬから、御答いたすことは出來ませぬ、それから其他のことは大概他から御答があつたやうでございますから……

○江木翼君　總理大臣の制度に關しまする御答は、制度を拵へる必要があつたから拵へたのだ、簡單に申せば斯くなるやうでありまして、幾ら質問を重ねました所で斯の如く御答辯がありましては到底滿足を得ることが出來まいと思ひますから、此點は別でありますから避けますが、唯今外務大臣の御答と致しましては、諒承いたしました、總督の御答の中で滿鐵の方は問題になつて居ると云ふことだけは分りまするが、然らば總督自身の御考は、此滿鐵に朝鮮鐵道を含むを可とする、斯う云ふ御趣意であつたか或はさうでないか、其點を總督だけの御趣意を承りたいと思ふのであります、それからもう一つは、北は烏蘇里方面から南は上海の方に擴がつて居りまする所の不逞鮮人は皆氣脈を通じて時機を圖つて居る、さうして其中心が所謂臨時軍政府なるものである、さうして此臨時軍政府の一員で呂運亨其他がある、此事實は御認めになるのであるかどうか、其點を尙ほ念の爲に付つて置きます

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　江木君の先刻の御質問に御答いたしますが、御了解を得ないと云ふことでありましたが、甚だ不思議のことに考へて居るのであります、私は現役の人が朝鮮總督になりましても、其儘現役であると云ふ制度を設けたのである、斯樣に申した所が色々御質問がありました、それで若し宜いと云ふ御沙汰を拜すれば現役に復するのであります茲に御參考の爲め官制を取寄せました、聊も疑念の起る餘地でないと云ふことを御便宜の爲に朗讀いたします、「陸海軍武官ニシテ朝鮮總督又ハ臺灣總督ノ官職ニアル者ハ現役トス」、即ち現役の儘で豫備に這入らず現役の儘に總督になることが出來る、「但シ豫備役、後備役又ハ退役ノ武官ニシテ其官職ニアル者ハ此限ニ在ラス」即ち依然として豫備、後備、退役に居るのであります、併し御沙汰を拜すれば是が初めて現役に復すると云ふ制度でありまするから、何等の御疑念の起る問題でないと思ひます。

〔政府委員男爵齋藤實君演壇に登る〕

○政府委員(男爵齋藤實君)　唯今朝鮮鐵道のことに付て再び御質問でございましたが、今日は其事に付きまして何とも御答いたし兼ねまするが、何れ豫算總會等もございまするから、其頃までには何とか私の考を御答することが出來るだらうと思ひます。

〔政府委員男爵林權助君演壇に登る〕

○政府委員(男爵林權助君)　滿洲の鐵道のことに關しまして御尋がございましたが、滿洲鐵道に於きましては事業を色々擴張いたし來つた爲に十分に膨脹して居る、且つ又金も容易に募れぬと云ふ狀況と見ねばならぬ、從つて整理の必要はないかと云ふやうな御質問であつたかに存じまする、私は昨年の五月に赴任いたしまして、鐵道の狀況を、滿鐵の狀況をざつと觀察いたしましたが、第一に鐵道それ自身に於きまして輸送力が頗る缺乏いたして居ると云ふことを見ました、荷物などは頗る澁滯いたして居る、從つて此輸送力を完全にすると云ふ必要を感じまする、それから又此滿鐵の事業の一つでありまする石炭とか、撫順の石炭坑を見まするに、七八年前までの狀況は如何にして掘出した所の石炭を滿洲以外に持出して賣捌かうかと言つて苦心して居つた狀況でありましたが、今日は掘出す所の石炭は皆滿洲に於

て消費いたして、尙且つ不足を感じて居ると云ふ狀況を發見いたしました、それから又滿鐵の門戸たる所の大連に於きましては港の設備が今日となつては不完全である、足らないと云ふ狀況を感じました、從つて是亦改良せざるを得ないと云ふ狀況にあると云ふ事を見たのであります、まあ鐵道それ自身の最も必要なる事業を見ますると皆金の要る問題である、從つて滿鐵と致しましては資金の調達に目下苦心いたして攻究最中であると存じまする、さう云ふ狀態でありまするから一方には資金を要する事が頗る多いのであります、是は他の方から見ますると滿鐵、此南滿洲に於ける鐵道並に大連に於きまする所の港に關しましても十三四年前に露西亞からして引受けました當時に於きましては斯の如き大きい計畫のものを引受けて如何にして之を維持して行かうかと云ふやうな狀況でありましたのが、十三四年の努力の結果、今日に於きましては頗る不足を感ずると云ふ次第でありますからして、他の方から論じますると日本の立場から致しますれば寧ろ慶すべき事であらうと考へて居る、それから又整理と云ふ事に關しましては、是は或はあるのでございませう、何分にも私も就任いたしてまだ日淺く、且つ滿鐵に於きましても幹部の人は大抵更つた次第でございます、整理と云ふことに關しましてはまだ確たる意見が私としては立つて居らない次第でありますから、整理の必要はございませうが今日まで其案を有つて居りませぬから、是は御斷いたして置きます、それから南滿洲鐵道は統治の機關にもなつて居る、是も其通りであります、滿洲鐵道沿線に於きまして追々と年を逐ふに從ひまして在留民も殖えて參ります、又殖えるに付きましては奉天、長春其他の場所に於きまして市街の經營も爲さざるを得ない、人が殖えるに從つて教育も必要である、醫者の必要を感じ來つた次第でありまするが、さればと云つて日本の政府が金を出して經營すると言はれるならば是は別論、又滿洲に移住して來る所の人民自ら金を出して經營すると云ふならば是も別論、或は又有志の人があり、慈善家があつて數十萬若くは數百萬、必要に應じて日本人民の繁榮する事柄に對しては金を出すと云ふ人があるならば是も別論でありまするが、不幸にしてさう云ふ便宜を得なかつた初めから……從つて此の滿洲と致しましては或は道路を造る、或は水道を造る、或は學校を建てる、或は病院を建てると云ふことを營み來つた譯であります、此便益、此利益を得て居る者は頗る多い次第であります、但し之れに關聯いたしまして滿鐵の職員は官吏でない、往々にして規律に背くことをする、之をどうすると云ふ御問でありましたけれども、右に關しましては關東廳と致しまして氣付き次第滿鐵の當局に注意を致す次第であります、又滿鐵の當局と致しましても、さう云ふ人共に對して處分をすると云ふ事は今日までの所、一向躊躇した次第ではございませぬ、又今後とてもさう云ふ規律に反する捨置き難いと云ふ狀況を發見いたしますれば何時でも滿鐵當局に注意を與ふる次第であります、それから最後に於きまして大連の取引所問題の御尋がございましたが唯一言右に關しまして關東廳に官紀問題はないかと云ふ御尋ね是は決してございませぬから御安心を願ひたうございます、其他取引所の內容に關しましては私より他の政府委員の方が承知いたして居りますかして、他の政府委員をして答へさせます。

○議長(公爵德川家達君)　會議時間の延長を宣告いたします。

○江木翼君　唯今の林長官の御辯明は滿足しない點が多うございます、又總理大臣の御辯明も私の引きました例が頗る惡かつたのかも知れませぬが御辯明には承服いたしませぬ、林長官は他の政府委員よりと云ふ御話でありましたが其事は此場合必要を感じませぬ唯時間が移りますで一點朝鮮總督に承つて置きたい、唯今朝鮮鐵道を滿鐵に引繼ぐや否やと云ふ問題に付ては御辯明がございませぬが強ひて問ひませぬ、唯朝鮮外の大陸に於て不穩なる計畫がある、是は御認めになる事であらうと思ふ、外務大臣も御認めになつて之に對して相當の手續をなされつゝある然らば茲に臨時軍政府、或は大韓民國開設と云ふ計畫があることも自然御認めになつて居るであらうと思ひます、是等が抑々朝鮮總督府の制令に違反しないものと御認めになりますかどうか、斯う云ふ質問でございます、人の名を指しては御明言が出來ないでありませうが、唯不穩の團體と云ふものが各所に散在して居る、是等のものが所謂法律に違反する性質のものであると云ふことは御認めになることではないかと思ひます、其點を承りたい。

「政府委員男爵齋藤實君演壇に登る」

○政府委員(男爵齋藤實君)　先刻御答漏れを致しまして濟みませぬのでした、それは無論姓名を指してどうと云ふことは御答が出來ぬと申したのでありまして、即ち制令違反の行爲は無論制令違反と認めなければならぬと考へるのであります。

○江木翼君　諒承いたしました。

「伯爵柳澤保惠君演壇に登る」

○伯爵柳澤保惠君　私の質問は極めて簡單でございます、第一に伺ひたいのは外米の買上げ並に拂下げに關する件であります、此件に付きましては先般の議場に於きまして議員の一員より御質問があり、一部分御答辯を得たのであります、併し私はそれ以上に御答辯漏れと信ずる所に付て伺ひたいのであります、外米買上が昨年行はれましたのは、是れは事實であります、而してそれに對しまする金額は幾らであるか、又拂下に對しましての所得は幾らであるか拂下に對する所得並に買上金額の差額に於て著しいものがある、確か農商務大臣の御答と考へまするが種々な費用を合すると五千萬圓位にならうと云ふことでございました、併ながら外米買上は決して農商務方面に止つて居るのではありませぬ、陸軍方面にあるのであります、是は當時廣島縣下の或所を御歩きになつた方があつたとすれば必ず此事實は認めるのであります、大正八年度大正三年臨時事件費支出と云ふ中に、是は昨年の十二月二十五日の官報でありますが、其中に大正三年臨時事件費と云ふ目がございます、是が一億七千二百萬圓であります、其中に農商務省の分が六千三百八十二萬圓餘であります陸軍の分が三千八百四十八萬圓餘であります、尙ほ引續きまして其の次に大正八年度豫備金外豫算超過及豫算外支出と云ふ方の中に、大正三年臨時事件費と云ふものがあります、是が農商務省の分が二千七百七十二萬圓餘であります、陸軍の分が二千九百五十二萬圓餘であります、是も大正八年十二月二十五日の官報にあります、何れ是等の金額に付きましては豫備金支出の方で政府が議會に提出されると思ひますが、兎に角出て居ります、其中に陸軍の分が合計いたしますと六千七百萬圓、農商務省の分が九千萬圓餘であります、此全體がまさか外米に對しての買上費とは私は認めませぬ、併ながら農商務の分は恐らくは此中大部分が左樣なものであらうと考へます、陸軍の分は是は軍事費の方もございませうが此中の幾らかは必ず外米を支那方面から買上げられた費目だらうと考へます、而して大正八年度の追加豫算、是はまだ提出になつたばかりでありますが、それを見ますと大正八年度の追加中に外米の拂下の額が出て居りますが、是が三千六百餘萬圓であります是等の數を考へて見まして、或は政府の仰せられる所の農商務省の損失は此中の差額であるではないかと考へて居ります、併ながら陸軍の部に於きましては是は廉い時に買はれたのであります、故に是の拂下げ等の關係はどうであるか、或はそれは世上傳ふる所に依りますと餘り損はなかつたと云ふことであるが、併し是はどの位であつたか存じませぬ、故に私は此陸軍の方面の方と農商務の方と合算をしたならばどの位な損失があつたのか、又どの位な益があつたのかと云ふことを私は伺ひたいのであります、是が第一點であります、此御答辯は農商務大臣より願ひたいのであります、並に陸軍次官より承りたいのでありますが、併し私は敢て御兩君に依らずとも他の關係に於て正確なる御答が得られますれば滿足するのであります、それから第二の質問は、是は總理大臣に伺ひたいのです、本年度の豫算に於きましても、又先般委員會に於て可決になりました所の…總理大臣が御出席がなければどなたでも宜しうございます、國勢調査の費用が豫算にも出てあります、又先般可決になりました所の國庫より市町村に交付する金額に付ても國勢調査に關聯して居るのであります、然るに昨年も左樣でありましたが、是等の諸案、並に諸經費を說明される時に、如何なる譯であるか、國勢調査局長官が政府委員でないのであります、又次長も政府委員でないのであります、何時も是は內閣統計局長が說明される、成程官制に於ては統計局長は調査局次官であります、併ながら次官としては政府委員の任命がないのであります、又長官は是は官制上內閣書記官長の兼任でありますけれども、是は如何なる故であるか、曾て長官として政府委員に御任命がないのであります、故に肝腎なる大切なる此國勢調査費のことに付いて質問應答を重ねたくとも、何時も統計局長の辯明を俟たなければならぬ、私は甚だ是は如何な次第であると存じまして實は昨年も其節に注意いたしました、併ながら今年に於ても矢張り國勢調査の長官は政府委員でない、總理大臣は細かなことは御存じないが、何時も統計

局長が説明されるのである、是に私は如何なる故に國勢調査局の長官が政府委員に任命されないのであるか、今任鐵道院總裁たる床次君は鐵道院總裁として政府委員の御任命がある、而かも今年度は朝鮮總督を始め關東長官、並に臺灣總督までも政府委員で御出席になつて居る、左樣に種々の點に御注意を拂はれて居るのに何故國勢調査の長官は政府委員となられぬのであるか、之を私は伺ひたいのであります次に伺ひたいのは軍需局のことであります、是は柳澤伯より御質問がありまして、軍需局はどう云ふ仕事をして居るか、又軍需評議會はどう云ふことをし居るかと云ふ事に付て御質問がありました所、軍需局長が態々此所へ出られて御說明になりましたがそれは私が昨年豫算委員會に於て承つたのと同じ御答辯であります、寧ろ事務の經過等の御話に非ずして大正八年五月二十日の官報にある事柄を少しく修飾して仰しやつたのである、規則が斯樣である、分課の規定が斯樣である、之を見れば解るのである、柳澤君の御質問はどう云ふ經過か、どう云ふ仕事をしたのかと云ふことである、併し軍需局長は何も仕事をして居らぬと云ふやうな御返事であつたかに拜承した方がございますが、然らば十五萬圓も掛けて居る、又調査費は各省を合して五十五萬圓も掛けてある、是が何もして居らぬと云ふことはないと思ふのであります、而かも一昨年の十二月三十一日の軍需調査、即ち局長の言はれた所の概勢を知る所の調査は昨年に於て何か知らん物になつたこと〻思ひます此仕事のことを何等御話がない、又昨年末の狀況は軍需調査令、大正八年十二月十六日の軍需調査令に依つて出來る、是は先きのことでありますから御返事は出來ますまいが、少くも昨年に於ける所の經過殊に工場並に事業場の調査に關する所の顚末等のことは御話があつて然るべきこと〻思ひますが、何もないのであります、併し私は此に於て御即答を求めませぬ、緩つくり御考になつて詳細なる御答辯を速記錄の下に御附けになれば宜しいのであります、何卒十分なる御答辯を求めたいのであります、其次は關東長官に對しての質問であります、關東廳に於きましては洵に御卓見であつて、戶口調査を今回實施せられるのであります、朝鮮は延びむとするに拘らず、關東廳に於きましては戶口調査の名目を以て國勢調査を實行されるのであります、其內容の大體は心得て居りますが、私は其點に付て能く分らぬ、どう云ふ所の範圍にされるのであるか、或は單に關東州の一部分であるか、或は鐵道沿線地に對してやるのであるか、此邊のことが明瞭でございませぬ、私の望む所は關東州の戶口調査の仕事のことを伺ふに非ずして、其範圍はどの邊に置くのであるか、單に北滿、南滿と云ふことでなしに、どの邊までに及んで居るか、是は私は少しく明に伺ひたいのであります、私は此四點だけに付て質問いたして此壇を降ります。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君)　外米の買入及賣下を致しましたる其大體の數に付きまして申上げます、政府は自ら買入れましたる外米が百十四萬八千幾ら、それから陸軍省より轉管いたしましたるものが今日まででゞ四十三萬餘になつて居りまして、雙方合しまして、百五十八萬八千、其中數回に賣却を致しまして其賣却を致しましたる數が百四萬九千石、而して今日まだ殘存して居ります、數が五十三萬八千石に相成つて居ります、而か致しまして此賣上げましたる其損であります、是は直接に政府が買入を致しましてさうして賣りましたる高が今申しまする中に於て八十二萬五千石になつて居ります、此八十二萬五千石に於て政府が損を致しましたる高が二千六百七十六萬でございます、それから補償に依つて、補給制度に依りまして、商人の手に損となるべきものを拂ひましたものですから、其石數が二十萬石餘でありました、其補給金額が六百五十三萬五千餘圓になつて居ります、此二千六百七十六萬幾らと、六百五十四萬五千幾らを合して今日まで拂出しましたる損の高が三千三百三十一萬餘圓に相成つて居ります、尙ほ殘りまして居る此五十三萬八千に付きましてはまだ其儘になつて居りますからして、幾らの損に相成るかと云ふことは分りませぬであります、唯今の御話の中に五千萬以上云々と申しましたのは先達て衆議院の本議會に於きまして、今まで三千三百萬あるが、其上五百萬餘殘つて居ればどうしても五千萬以上の損になる譯に相成ると云ふことを委員より申しまして、或は皆賣りますれば或はさうなるかも知らぬと申しました譯であります、今實際に拂出しましたるものは三千三百三十一萬四千餘圓であります、此中に今の陸軍より轉管いたしましたるものがありますが、それは其時の價に依つて轉管いたしましたので其陸軍に於ての方はどうなつて居るかと云ふことは今の數の中には計上してありませぬのです、是は陸軍大臣は留守でありまして、今陸軍の政府委員から此點に付ては此所で言明することは御斷りをしたいと云ふことであります、此段を此承知を願ひます。

〔政府委員原象一郎君演壇に登る〕

○政府委員(原象一郎君)　唯今の柳澤伯爵の御質問に對しまして他の機關でも宜しいと云ふ御話でありましたが、若し私の一昨日述べましたことに付て軍需局が何も致さぬと云ふやうな御誤解を御持ち下さる方々が一人でもお有り下さると云ふやうなことでありますれば、洵に私の不敏の致す所で、未熟の致す所より皆さんに申上げた事が十分御耳に達しないと思ひます、それで此席に於てから此點は十分御辯明を申上げた方が宜からうと思ひます、一昨日の御質問に對しまして單に私は官制並に分課規定の表面に現はれた事柄を表面的に申上げない筈だと自分は存じて居ります、唯頗る平素より未熟の感を懷いて居るから皆樣方の御期待に副はぬ事もあつたかも知らぬと思ひまず斯々の事を致しましたと云ふ事を一昨年六月以來今日に至りますまでの事を十分に申上げた積りでありますので、此點は何卒速記錄を十分御讀を賜はりましたならば明瞭の次第と考へます若し十五萬の局費を戴きまして、何も事業を致さぬことに付きましては私自身として官吏として申譯ない次第であります、本局長官に於て昨年の創設以來昨年の四月までは此複雜廣汎なる事業上に付きまして之を行ふに付ての官廳の組織、人員の配置と云ふ事を攻究いたしまして、而して一朝國難に際してからの此陸海軍の交通機關を完備し、遺算なく此事業の力を發達をいたしたい、又一面に社會生活の安定を圖りたいと云ふことに付いて事務を進めました、其の後は申上げました如くに第一に軍需產業の臨時調査を致しました、それは昨年の初めであります、其調査の結果を苦心慘憺を致して綜合研究を致しまして、一面に於て陸海軍より要求いたします所の諸般の要求を集査統一しまして、種々の動員計畫の基礎制度を定めることを考へたのであります、而して此結果に基きましては、昨年の年末に公布になりました所の軍需調査令、將來の軍需調査制度でありまする所の基礎制度を定めました、今日は局員並に府[illegible]に至るまで、[illegible]めることに没頭して居ります、其[illegible]に[illegible]なる產業の助成に付きましても夫々[illegible]を致して居ります、此點に付ては未だ豫算を以て[illegible]ふまでに登つて居りませぬが、研究は致して居ります、戰時制度の準備、即ち支障なく此國家の[illegible]を國難の時に適應せしむると云ふ戰時制度の事務に付ても、是は隱れたることでありますが、軍需事務の仕事と共に外部には出ぬことでありますが、是も少數の職員を率ゐて關係官廳と共に全力を盡して居ります、此點は何卒誤解なく私の未熟の結果として皆さんに不十分の御感じを與へましたことは十分御諒を致しますが、何も致して居らぬと云ふことはないでございます、どうか此點は御了承を願ひたい。

○伯爵柳澤保惠君　私は不敏ではありますが昨年の豫算委員會の速記並に先日來原軍需局長の速記、並に必要なる參考書を見まして伺つたのであります、唯今の御辯明を伺ひまして少し分りましたが、速記錄を見ろと云ふことでありましたが、速記錄は見たのであります、併ながら此以上のことは餘り議場を煩はしますので止めますが、是は豫算委員會に於きまして、十分に質問いたしますから十分の御用意を希望して置きます。

〔政府委員横田千之助君演壇に登る〕

○政府委員(横田千之助君)　國勢調査局に關する政府委員任命の形式に付て柳澤伯から御質問でありました、一應御尤もなる御質問でありますから、少しく詳細に亘つて御答を致したいと思ひます、國勢調査局の長官は内閣書記官長を兼任を致します、此次長は統計局長が官制上兼任を致します、而して歷代内閣が内閣書記官長を政府委員にせざる所以のものは、内閣書記官長は行政事務に關與する分量が最も少いのであります、官制に依りますると云ふと印刷局を監督し、法制局……否な法制局にあらず、恩給局を監督する事になつて居ります、而して印刷局の或る部分の仕事は大藏省の政府委員に依つて詳細に說明することが出來ます、恩給局長は法制局長官が官制上兼任することになつて居ります、此意味に於て既に統計局長が政府委員なり、大藏省の所管の政府委員が多數出て居ります、法制局長官が政府委員となる以上は繁劇なる別箇の職務を持つて居ります所の内閣書記官長を政府委員にする必要はないと云ふ

意味合から、歴代の内閣及現内閣に於ても政府委員と致さぬのであります、而して統計局長が政府委員任命の形式に於て獨り統計局長と云ふ肩書があつて國勢調査局次長と云ふ肩書のないと云ふのは、どうかと云ふ意味合の御質問でありますが、是は官制上當然國勢調査局次長と云ふものは統計局長の官名に包含せられる意味合に於て此肩書を附けないのであります、さうして統計局長は内閣一般のことに付て議會の質問に對し答辯説明の任に當ることになつて居りますからして、内閣所屬、直屬の役所たる所の國勢調査局の事務と云ふものに付ては、即ち一人で澤山であらうと思ひます、事務の詳細なことに付きましては、次長が最も詳しく御質問に對して答辯し説明すると云ふことに付ては最も適當の立場にあるのでありますから、左樣御承知を願ひます。

○伯爵柳澤保惠君　唯今の法制局長官の御辯明に依りまして、統計局長が官制上國勢調査局の次長であるからと云ふことでありましたが、是は次長でありまして長官でありませぬから、私は問題と致しませぬ、けれども内閣書記官長は是迄の徑路に於て如何なることがあつたにしても、大事業たる國勢調査の首腦である以上には、それは私はどうしても政府委員とならなければならぬと思ひます、若しそれがいかぬとなれば、書記官長の兼任を止めるが宜しいと思ひますけれども、併しそれは議論になりますから法制局長官と私とは見解を異にして居ると云ふことを玆に申上げて置きます、關東長官に……

「政府委員男爵林權助君演壇に登る」

○政府委員(男爵林權助君)　調査の區域に關しての御尋でございましたが、右は租借地一般、即ち關東州一般及鐵道沿線、即ち鐵道の所有地に及ぼす積りでございます、どうぞ左樣御承知を願ひます。

「政府委員田中政明君演壇に登る」

○政府委員(田中政明君)　唯今の御質問に御答いたします、陸軍が其方面から外國米を調辦いたしまして、之を大連に集積いたしました其數量は四十四萬三千三石でございます、之を貯藏中に缺損其他がありまして、農商務省へ保管轉換を致しましたのは四十三萬九千九百四十二石餘でございます、先刻之を臨時事件費で調辦したかのやうに御話でございましたが、是は總て軍用に供する目的を以ちまして調辦を致しましたのでございますから、臨時軍事費で支出いたしました、其金額は千七百四十萬八千九十九圓餘になつて居ります、一石當りは三十八圓七十四錢三厘に付いて居ります、是だけ申上げます。

○議長(公爵德川家達君)　江木千之君に伺ひたいと思ひますが、江木君は國務大臣に質疑をなされたいと云ふのですか。

○江木千之君　左樣です。

○議長(公爵德川家達君)　宜しうございます。

○江木千之君　私は今朝山本農商務大臣の服部君に對しての御答辯に付て、一言質さざるを得ぬやうになつたのであります、私は今年貴族院の開會に相成りまして以來、物價問題に付て諸君の質問を續けらるることが、其日數を數へると三箇日に亘つて居るのでありますが、此間質問應答を承つて益々疑を深くすることが多いのでありますが、其間贏ち得たることが玆に三つあるのであります、第一は政府が物價調節に付て甚だ不徹底なる施設をして居られると云ふ感を持ちまして、或は政府の誠意を疑ひ、或は政府の努力の足らざる所を憂ふると云ふ感を有つて居りましたが、畢竟政府の政策の不徹底である所の一の原因は昨日農商務大臣との應答に依つて其一原因を見出すことが出來たのであります、それは物價調節の第一歩としては暴利を取締らなくてはならぬのであります、物價調節のことは色々の方法手段がありませうが、其第一歩としては暴利を取締らなくてはならぬ、是より急なるものはないと考へますが其事に付て農商務大臣は如何に考へて居られるかと申しますると、彼の大正六年農商務省令第二十號、寺内内閣の時に發布せられたる所の暴利取締令を唯一の道具として居られる、之を金科玉條とし而かも之を寶刀として容易に拔かんで居られると云ふことを明にして、初めて政府の物價調節の徹底せざる所以を了解いたしたのであります、此第二十號の暴利取締令なるものは何であるかと申すと、寺内内閣が其當時の現在の狀況に照して此法令を設けることが必要と認めて發布したのであります、それ故に暴利取締法としたならば餘程不完全不備なものである、併ながら寺内内閣の當時にあつては其現下の狀況に於て是は頗る必要を感じたものであつたらうと考へる、それを今日までも存續して唯之を唯一の道具として暴利を取締らうとするから、暴利の取締が到底出來ないのである、寺内伯をして尙ほ世に在らしめたならば實に冷笑せられるであらうと考へる、又此暴利取締令が當時にあつて適切であつて今日に於て適切でないと云ふことは無論ないことでありますが今日に於て極めて不備を免れぬと云ふことは、現在此處に居られる當時の仲小路農相と雖も私の此解釋には恐らく異議はあるまいと考へるのである、此暴利取締令に依つて見ると物價を騰ぼして暴利を得むとする爲に買占賣惜をなす者に對して警告を與へる斯う云ふ規定であります、暴利取締の唯一部の一端のことを規定したに過ぎぬのである、昨日も農商務大臣と應答を致して居ると直きに買占賣惜云々と云ふ話が出るから、さう横道へ這入らずに先づ買占でもなし賣惜でもない唯此の暴利を貪る者を取締ると云ふ單純な所から一つ御意見を伺ひたいと申して問答を重ねたのであります、玆には決して其賣惜ではなし買占ではなくして、現に暴利を貪る者が澤山にあるのである、其事に付ては農商務大臣に訴へて參つた者も尠からぬのでありますが、其暴利なるものは如何なるものが暴利であるかと云ふやうな昨日は態度を取られた、で段々質問を續けると暴利なるものは矢張り其ものの値段から原料と生産費と又商人の相當なる利益とそれを引去つた殘りのものが即ち暴利、或は言葉を換へて言へば不合理な利得であると云ふ事は遂に其節は農商務大臣の見られる所と私の見る所が一致して參つたやうに考へたのであります、して見ますると法令に於て其點は現在まるで脫けて居るのである、それに對しては農商務省令なり緊急勅令なり、兎に角此規定を設けて之を取締ると云ふことが物價調節の第一、而かも最も緊要なることであるが、之に付ては何等施設をして居られぬのである、斯の如き有樣では到底物價の調節は出來ないであらうから、で石炭の例を擧げて現に石炭の輸出を禁ぜしむる同盟組合から提出した書面に付て見ても目下一萬斤二百圓の價が其中百二十圓は暴利であると稱へて居る、之に付ては如何なる御調べが出來て居るか、如何なる御見解であるか、唯此大切なる品物に付ては殆ど日々にも御調べになつて居る、即座に御答が出來やうと考へて居つたが、一向其答が出來ぬ、今朝鑛山局長が廊下に於て書類を渡されむとせられた所のものは私の注文する所と一向合はぬのである、それでは如何に調べられたか遺憾であると答へた位である、此石炭は我國の專門家の申す所では五十年ほか續かぬと申すことである、十餘年前に大北鐵道會社長「ヒューズ」氏の調べた精密なる調べに依つて見ても二百年位と云ふことに米國邊りでは評判して居るのである、然るに我國は五十年ほか續かぬと云ふことを專門家が言つて居る位である、之を輸出の制限をしやうともせず、又今日非常に暴利を貪る者があると云ふ聲が高いにも拘らず、殆ど頓著して居られぬ有樣である、之に付ては今日の服部一三君の質問中に少々……(聽取し難し)現はれたやうでありますが、どうも政府は富豪筋の事情には能く通じて居るが、一般商業のことに付ては十分に御洞察になつて居らぬ憾があるのである、是は單り石炭に付てのみならず、綿布のことに付ても綿布商を集められる際に此買占賣惜みを調べられた是は多少ひどいことになるであらうと考へて、當業者は考へて居つた、矢張り富豪筋には能く通じて居つて、其他の事情には通じて居ないものか、其方面だけを能く御承知になり過ぎたのであるか、して見ると意外なことには綿布には御構ひがない、原料の綿絲に付て云々すると云ふことであつて、當業者も内心驚いたと云ふことが世間一般に傳つて居る、玆に於ても一國の浮雲が此を蔽つて居るのである、正面筋から我々が質問するのは世間の一部では冷笑して居ると云ふ有樣である、果して此暴利を取締ると云ふことに付ての誠意あるや否やと云ふことを疑ふのみならず、兎に角努力の足らぬと云ふことは明になつたのであります、是が三箇日に亘る質問に依つて達し得た所の一端である、尙ほ他に意見がありますが、是は何と申して宜しからうか、我々をして朧月夜に月を見るの觀を起さしめられたることが二點あらうかと申して宜しからうと思ふ、其第一は總理大臣が米の根本政策に付ては今調べて居る、其費用の計算がなか〱手間取る、どうも費用の計算だけにさう手間を取るものでありませうか、徒らに外國の例を引き、外國に倣ふと云ふことは出來ませぬが併し外國のやり方に比べて見て何たる相違であらうか、懸隔があらうかと私共は不思議に感ずることは英吉利に於て昨年暴利取締法を設けやうとして七月下旬調査委員を設け、さうして調査委員の議が未だ纏らぬのに七月上旬に於て政府は下院に向つて暴利取締法案を提出した、下院は一日にして之を議決して……八月の上旬に一日にして之を議決し、八月中

旬に於て十分に之を可決實行されると云ふことになつたと云ふ、此數種な働きは實に美しく感ずるやうなる第である、此人民が非常な困苦に陷つて居るに拘らず、今費用を[illegible]て居る、[illegible]本政策が出來たやうで出來ないやうな話氣を漏されるのでありますが或は我々をして五里霧中に迷はしめると言つたやうな、兎角朧月夜に月を見るの觀を免れぬ、雲が晴れて眞に此月を見ることが出來るのであらうか、遂に雲が蔽ふて月を見ることが出來ずして止むのであるか、朧月夜に月を見るやうな感を起させて、豫算を議定せよと言はれるのは如何にも迷惑の感を免れぬのであります、もう一つの朧月夜の月と申すのは昨日私が質問を頻に續けて參つた所が、終に如何にも政府の誠意を疑はざるを得ぬやうになつたことは、農商務大臣は一部の書類を持つて、演壇に立たれて公定價格と云ふことは今調査して居ると言つて此議案を手にして、御答になりましたが、是が果して雲が晴れて本當の月を見ることになれば私は暴利取締の大事なる點、即ち物價調節の第一歩と云ふことに付ては或は安心が出來るであらうかと考へるのであるが此公定價格の腹案あるものは……政府の御意見を實行するには餘程調べが進んで居るのでありませうか、若し内容を今伺ふことが出來たならば誠に仕合せであるが、併しまだ未定なことであつて内容を示すことが出來ないと云ふことでありますならば、此價格至定は十の七八までは行はれやうと云ふ農商務大臣の御考でありませうか、或は十の八九にむづかしい、是は癈止になる、反古になると云ふ御考でありませうが、此御答を得たならば幾らか朧月夜がどつちになるであらうかと云ふ見當が立つのであります、此御答へを得たいのと、それから何れにしても物價調節の第一歩は暴利取締にあるので、今の不備なる一本の制度を以て暴利取締は到底出來ないのである、之に付て速に相當なる考案を立てられるや否や、此二點を伺つて置きたいと考へる。

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君)　少々聽取り兼ねたる點もありますが、尙ほ答へが行かなかつたならば再質問を願ひます、政府に於きましても、此物價のことに於ては、農商務省に於て最も心配して居る所でありまして、昨日の物價調節制度に付ての案も一通り調べまして、さうして居るのでございますが、是は公定相場を立てゝ、而して其公定相場に於て之に行くやうな者があればそれ〲所罰すると云ふ方の道に於て參考として作つたのであります、是は英吉利佛蘭西、獨逸邊りの例に依りまして、先づ雅農商務省の參考として作つたのであります、作つたのでありますが、甚だ之を實行するのに於て困難を感ずることが多いので、而して又之を實行して參つて居りまする國々に於て其効果如何を調べて見ますると兎角目的に齟齬して失敗して居るものが多いやうであります、で其内に色々ありますが最もひどい例を擧げて申述べますると、昨年十二月の末に獨逸の實際に行つて居ることの結果に付ての報告が確なる筋より參りまして、其調べに依つて大體を申述べますと獨逸に於て牛肉、犢、豚、罐詰、豚の脂、麵麭、牛酪、砂糖、馬鈴薯、牛乳、「チース」と云ふ如きものに於きまして公定相場を立てまして、それに反く者があれば、それ〲處罰する、さうして此暴利を取締る途を十分立てゝ居るのであります、其中で見ますと云ふと、公定相場に於て牛肉が四馬克七十五仙斯う云ふ公定相場を立てゝ居りまするものが實際の密賣買として、公然の祕密として行はれて居るものが十馬克、四馬克のものが十馬克で賣れるのであります、犢が三馬克六十仙して居るものが十三馬克、豚の肉の五馬克が十八馬克、罐詰の三馬克八十仙とのものが是が十五馬克、斯の如く參りまして麵麭の如きものも一馬克八十仙して居るものが實際は七馬克五十になつて居ります、砂糖の如きものも一馬克零五として居るものが十二馬克、馬鈴薯の二「コンマ」の二五として居るものが是が六十でございます斯う云ふやうなことになりまして、公定相場を立てて、能く之を實行して居りまするが、其實公定相場以上に斯の如く取調べて見ると、どれも是も公然となつて行くやうなことに相成つて居るのであります而して獨逸に於て最も此價格を極めまして、それに付て違反の處罰を受ける者が年々に五十萬人に及べりと云ふのであります、斯の如くそれが爲に違反行爲を爲した者が年々に五十萬人にも及ぶと云ふやうなことになつて居ります、どうも兎角斯う云ふことを行ひましても、それが實行がむつかしく、甚だ困ると云ふことの實際の報告も今日參つて居ります、尙ほ詳しい點も段々ありますが、要するのに今のやうなことであります、又墺地利あたりに付ても公定相場を立てましたが、兎角食料品に安く、小麥なら小麥に付て安く立てますと云ふと、今度は小麥を作る者は他の業に移る、又高くやつて居ると云ふと、今度は一番最高點の値打に安いものも皆それに向ふと云ふやうなることになるのでありまして、殊に此獨逸の如きは馬鈴薯などは一時公定相場を立てゝ、安くして居た所が、誰も百姓が賣らずして、却つて肉食たる豚を首め馬鈴薯を用ひて、却つて其方がそれで肉を高く賣つた方が宜しい、馬鈴薯を賣らずしてさうして却つて養豚の食料にする、政府が尙ほそれを買入れて、今度は政府が管理令に依つて買上げて來る、さうして見ると云ふと遂に其馬鈴薯を政府は容易ならぬ高なものを腐敗さして仕舞つたと云ふことになることになりまして、どうも殊に……又數日前には「スキッツルランド」邊りに於て立てたるものなどに付ても、なか〱矢張り實行が困難であると云ふやうなことでありまして、どうも斯う云ふことを致す上に付て、成るほど是は手本として斯くしたれば宜しいと云ふやうなことを見出し得ずして其結果を見て甚だ懸念に堪へないやうな次第であります、それ故に案を作りまして居るけれども、是は容易ならぬことである故に、愈々尙ほ已むを得ないと云ふことが起りますればそれは如何なる事をもせなければなりませぬが、斯う云ふことを致すと又他に云ふべからざるそれより弊害も起つて來ます、又妨げも起つて來ます故に、大に之を實行することを躊躇いたします、是は唯農商務省として調べましたので、私も斯うしたならば宜しいと云ふことの自信をまだ有つて居りませぬ、故に閣議に於て之を諮つてどうすると云ふ所まで行けない次第でございます此事情を申述べます。

○江木千之君　唯今の御答のやうな御話でございますれば、もう質問を續けた所が何の益もあるまいと考へます、唯昨日示されたのは何か得られさうに感じたのであります、稍々雲が霽れて月が見られるのかと云ふ感じを起したのが、今の御説明に依ると、なか〱月が見られる所ではなく、曇つて雨にもなるやうな話で、詰り一つのさう云ふ法があると云ふことを仰せられたことゝ了解して置いて宜しいのであります、尙ほ重要なる物價に付ての賣惜買占等に拘らず、暴利であると云ふものゝ調査が必要である其點に付ては相當の考案を立てらるゝと云ふことに付ては御答はない[illegible]に豫算が貴會に廻つて[illegible]亘る質問に於て得た所[illegible]で何にも私は得た所がないと云ふことを[illegible]置きます。

○子爵前田利定君　尙ほ質問の通告者がございますか、如何でありますか、

○議長(公爵德川家達君)　ございませぬ。

○子爵前田利定君　然らば私より發議いたします、唯今問題になつて居ります日程第二より第四までの豫算の各案の審査期限は、來る三月九日までと致しまして、それ迄に審査を致しまして報告すると云ふことに定められむことを望みます、どうか皆さんの御贊成を願ひます。

○江木千之君　贊成。

○子爵青木信光君　贊成。

○議長(公爵德川家達君)　唯今の前田子爵の發議通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　此際諸君に御諮りを致しますが、日程第五、第六は聯繫事件として束ねて問題に供し、委員も同一委員に付託したいと考へまするが、御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、通牒文の朗讀も本日は省略を致したいと考へまするが、御異議はございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、原司法大臣。

〔左の議案は朗讀を經ざるも參照のため玆に載錄す以下之に倣ふ〕

函館控訴院の移轉に關する法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

函館控訴院ノ移轉ニ關スル法律案

函館控訴院ハ之ヲ北海道札幌區ニ移シ札幌控訴院ト稱ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大正二年法律第九號中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十三日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

大正二年法律第九號中改正法律案

大正二年法律第九號中左ノ通改正ス

別表裁判所管轄區域表中控訴院ノ欄中「函館」ヲ「札幌」ニ改メ函館地方裁判所ノ部ヲ削リ札幌地方裁判所ノ部ノ次ニ左ノ如ク加フ

函館		
函館	江差	壽都
北海道ノ内 函館區 龜田郡 上磯郡 茅部郡 山越郡 松前郡	北海道ノ内 檜山郡 爾志郡 久遠郡 太櫓郡 瀨棚郡 奥尻郡	北海道ノ内 壽都郡 磯谷郡 歌棄郡 島牧郡

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君）　唯今議題と相成りました二案は函館控訴院を札幌に移す――と云ふ極めて簡單なる案でございます、此事に付て一應其必要を説明して置きたいと思ふのであります、御承知の通り函館控訴院は他の控訴院の如く數多の府縣に跨つて管轄を致す裁判所ではございませぬ、以前は青森縣などが屬して居りましたが、今日は左樣ではありませぬ數多の府縣を管轄いたして居りますれば、多少狀況の異なる所もありますが　北海道は御承知の如く札幌を中央と致して、北海道廳を之に置き、總ての官衙を此に集めて居るのであります、故に今日の狀況より申せば札幌に移すを以て人民の爲にも非常な便利と考へまするし、又司法事務の取扱に致しましても函館の如き一方に偏したる土地よりも札幌に移しました方が總ての點に於て便利と考へるのでありますが故に、今回函館より札幌に此裁判所を移したいと云ふのであります、段々之に付ては豫算其他の關係は更に豫算に付て説明を致すことゝ致しまして、此法案の精神は唯今申した如き趣意に外ならぬのであります、御審査の上御協賛を希望いたします。

○伯爵奥平昌恭君　質問をいたします、唯今司法大臣より御説明が縷々ございました此函館控訴院の移轉に關する法律案に付きまして少しく御尋を致して見たいと思ふのであります、本員は第三十七回の議會の時に長崎控訴院の移轉に關する法律案の特別委員長として取扱つて居りましたから、其時の事情と比べて少しく御尋をして見たいと思ふのでありますが、第一に承りたいと思つて居りまするのは、本案を御提出に成りますに付きまして長崎控訴院を移轉するや否やと云ふことを考慮の中に御加へになりましたか如何、即ち長崎の控訴院は三十七回の議會に於きまして當時大隈内閣の時に御承知の通り提案になつた問題でありまして、其移轉をされる趣意と云ふものは長崎控訴院は白蟻に大半食はれて、さうして基礎工事も段々危險になるからして、故に之を福岡に移したらどうであるかと云ふことの理由の下に當時提出されたのであります、而して其當時の貴族院に於ける院議は衆議院の院議を重んじて、さうして之を否決したのであります、其事情から比べますと云ふと、函館控訴院移轉に關する問題は長崎控訴院の建築と關聯して考へて見ますると云ふと、長崎控訴院の建築は確か明治十年のことであつたかと記憶して居るのであります、故に長崎控訴院は其後確か二萬圓であつたかの金額を以て修繕を加へて、さうして尙ほ且つ事務を執つて居ると云ふことに承知して居ります、函館控訴院は明治三十二年でありましたかの建築に係つて居るのであります、兩者の建築の年限を比較して見ても函館控訴院の移轉と云ふことは少しく早いやうな氣が致しまするが、其邊の事情はどう云ふことになつて居るのでありまするか之を伺つて見たいと思ふのであります、なぜかと申しますると云ふと、此控訴院の如き建物は國の財產の一部を造つて居るものであります、官有財產の一部でありまする、此取扱に付きましては朽廢に近いものからして移轉をすると云ふことならば理は分つて居りまする、若し又單に便宜の點と云ふことから考へて見ますれば、長崎も函館も等しく本土から見ますれば南方の端に在る、殊に長崎の如きは九州の西端に在つて昔の人の頭を以て考へて見ますれば、長崎は日本の西端であつて、それから先きは唐天竺に行く、其先きは十萬億土にも行くと云ふ位に封建時代の人は考へて居つた位のものであります、而して陸上の便から云ひますれば九州の鹿兒島であるとか或は宮崎であるとか、或は私の方の豐後であるとか豐前であるかと云ふ所から考へて見ましても、公平に私を捨てゝ考へて見ましても、是は移轉を先きにされるものであらう、殊に人口の關係、それから此地方に於ける所の商工業の關係に於きましても、昔の九州と違ひまして第三十七回帝國議會が開催されたる時の九州とは事情が違ひまして、今日では交通が頻繁になり、又取引關係も多くなつて從つて控訴院に係る所の係爭の事件數も多くなつて居る、それにも拘らず之を長崎を動かさずして、さうして函館を御動かしになると云ふ理由は少しく私には受取れないのであります、それから北海道の交通の關係から申しましても函館地方の管轄内に於きましても汽船の碇泊數が三百四十五隻もある、札幌の方では小樽室蘭の飛んでもない所を二つ合せて三百五十一隻と云ふやうな計算になつて居ります、又陸上の關係から行きますれば長萬別の線路が完成をせられたならば是亦事情が變つて來るだらうと思ひます、斯の如く他日北海道の交通機關の變更もあらうし、發達の狀況にも色々の變化を來たすだらうと思ひますからして、此交通機關の完成を俟つて札幌なり、又は旭川に移すと云ふことを御決定になつても遲くはないと思ふのでありまするが、此點に付てはどう云ふことに政府は解釋して居られますか伺つて見たいと思ふのであります、又函館控訴院移轉に關しましては札幌の區を除きまして、北海道全體が果して之を希望して居るのでありますか、此點も合せて御尋を致す次第であります、私は強ひて本案に反對する爲に政府に御聞きする次第ではありませぬが、唯先程も申しました通りに前に取扱つた事件の法案が今回の法案と能く似て居りますから御尋ね致した次第であります、どうぞ御答辯を願ひます

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君）　唯今奥平伯より御質問でありますが、長崎の方は唯今御述の通り修繕を致しまして今日に於ては執務に何等差支なくなつて居ります從つて今日の場合當時大隈内閣が提出いたしましたが如き事情は存在して居りませぬ、是は他日の問題に致して宜からうと考へます、加之必ず中央に置かなければならぬと云ふ理由も實は餘り強い理由と考へられぬ、數府縣を管轄いたして居る以上は多少土地關係に於て便否はありますけれども、急速移さなければならぬと云ふやうな事情も存在しないと考へますが、函館の方は之に反しまして腐朽を致しましたから云々と云ふ先年の長崎に於ける如き事情は存在いたしませぬ、併ながら御承知の如く北海道は唯一行政區域になつて居ります、之に對して何れが行政區の中心であるかと申せば札幌であります、道廳の所在地であります、道廳の所在地を離れて遠隔の土地にあると云ふことは種々なる點に於て不便を感じます人民の不便は無論であります、事務の上にも甚だ不便例へば警察等の關係を申しましても中央の……行政廳のない所に控訴院がある爲に數多の不便を感ずるのであります、是が他の數多の府縣を管轄して居りまするならば、それまでの事でありますが北海道は一行政區域、其行政廳の所在地を離れて其中心を遠ざかつたる同じ行政區域の偏僻の地に在ると云ふ事は甚だ當を得たものでないと考へるのであります、又船の出入其他のことは色々ありますけれども、是は繁榮の程度に於ては左樣なることが關係を有ちますが、今日の所に於ては函館控訴院を札幌に移すと云ふことに付ては函館區の人々は是は無論斯う云ふ役所の移るときは好みませぬ、反對はあるやうに承ります、其他の地方に於ては中央行政廳の所在地に移すと云ふことは當然のことに見て居るやうに察せられます、他の地方よりは強ひて反對の聲も承りませぬ、旁々是は多年の問題でもありますし今回函館を札幌に移したいと考へたのであります、前年長崎控訴院の移轉當時は大隈内閣に於て提案いたして長崎の方は成立いたさぬ關係もありますから今日函館を札幌に移すと云ふ事に御疑念の起つたのは御尤もでありますけれども、長崎の方は差向き修繕以後に於ては何等故障のないのであります、函館の方は之に反して行政上其他地方關係の必要上札幌に移す方が官民に取つて甚だ便利なることゝ考へて函館の方の移轉を考へたのであります、左樣御承知を……

○議長（公爵德川家達君）　阪本君

〔伯爵奥平昌恭君「尙ほ續いて……」と述ふ〕

○議長（公爵德川家達君）　阪本君に發言を許しました。

○阪本釤之助君　本員が將に御尋ねせむとする所の一部分は奧平伯から御尋になりましたことでありますが、即ち唯今御述の如く奧平伯が委員長でありまして五年二月一日に本議場に於て長崎控訴院を福岡に移すと云ふことを否決したのであります、即ち衆議院の否決案に賛成したのであります、其時に特別委員長の報告に次ぎまして、石渡敏一君が一場の演說をして居られるのを見ますと、其理由の主なるものは長崎控訴院を福岡に移すと云ふことは地理上商業上からも甚だ考慮すべきことである、又裁判所の出張所の如きものならばまあ妨げぬかも知らぬが、國家の高き所の法院を造るに土地の寄附金を受けて造ると云ふことは宜しくない、斯う云ふことが二つの主なる理由になつて居るやうであります、是は即ち其爲に否決されたと云ふことではありませぬが、此演說も纏めて即ち本院は衆議院の長崎を福岡に移すことの否決案に同意いたしたのであります、此見地から致しまして今度の案を見ますと矢張り同じ感じを有つのであります、而かも長崎を福岡に移すと云ふことは最早や腐朽、用に堪へぬと云ふので、どうせ改築をしなければならぬから福岡に移すと云ふことになつたと記憶いたしますが、今度の函館の如きは今奧平伯の仰つしやつた通り建築の年次もまだ餘程若いので、まだ辛抱が出來るやうに承つて居ります、若も辛抱が出來ぬにした所が多少の修繕を加へればまだ暫くは使へるのであります、然るを突然之を札幌に移すと云ふことを提案になると云ふのは餘程確かなる理由がなくてはなりませぬが、どれ程の理由がありますか、又地理上から考へましても長崎は唯今仰つしやつた通り西の極端であつて、東京大阪から見ますと、反對の方の極端である、福岡はこちらに出て來る所の途で、殊に九州に於て福岡の商業と云ふものは非常な勢のものであつて、之に移すと云ふことは或は理由がありはせぬかと思ひますが、函館の方は丁度之と反對で、札幌は北海道の北の方にあるので、東京を中心として見ますると、交通の便利は函館の方が却つて便利である、而して是が四十年近く函館に在つた控訴院を札幌に持つて行かなければならぬ、而かも建物はそんなに捨置かれぬものでないと想像しますに拘らず、僅か札幌が二十萬圓の寄附がある爲にまさか移すと云ふ事になつたのではありますまいが、どう云ふ事情で俄に……俄に札幌に持つて行かなければならぬと云ふことは甚だ私は了解に苦しみます、即ち前きに石渡君の言はれた商業上地理上の關係から言へば、確かに函館の方が商業上から言へば札幌に優るのであります、地理上から言へば一方に偏して居るに違ひはありませぬが、前に申しました長崎と云ふ極端にある控訴院をさへ一旦提案したのを否決された以上は御辛抱なされて再び其提案をして居られぬのであります、然るに又北海道の一方に偏して工合が惡るい、道廳所在地で中央であるからと云ふ理由で御移しになる必要はないのであらうと思ひます、成程福岡縣は九州全體を支配する縣ではございませぬが、併し自ら地理上から考へますれば福岡縣は先づ一つの中央市府と申しても宜からうと思ひます、即ち司法問題と地方行政は關聯して居るものでありませぬから北海道の行政廳が札幌に在るからそこに持つて行くと云ふ理由も餘り強き理由ではなからうと存じますのであります、唯今申上げました以外に於て斯々の次第であるから是非札幌に持つて行かなければならぬと云ふ理由が存在いたしますならば、詳に一つ御示しを願ひたい、誠に總理大臣の御說明を願ひたいのでありますが、餘り度々で恐縮でありますから、政府委員で宜しうございますが、詳に一つ御答辯を願ひます。

「政府委員鈴木喜三郎君演壇に登る」

○政府委員（鈴木喜三郎君）　唯今の阪本さんの御質問は私から御答いたします、函館控訴院移轉の問題は司法省と致しましては爰一兩年の計畫ではございませぬ、遠く七八年前から考へ來つたことでございます、歷史を申す必要もございませぬが、唯今阪本さんからも御話がありまするし、奧平さんからもありましたが、長崎控訴院を福岡に移すと云ふ案を提案いたしました時に、豫算の要求と致しましては同時に長崎控訴院と函館控訴院との移轉問題を計畫いたしたのでありまするが、財政の都合上單に長崎控訴院のみを提案いたしたのであります、而して今日函館控訴院を札幌に移すと云ふことは、今申上げます通り、遠き企でございまして、自分等の考から申しますれば、一年後れれば一年後れただけ、官民ともに不便を蒙る、斯う云ふ次第から提案いたしたのでございまして、成程建物のみ[illegible]から申しますれば、未だ函館控訴院の建築は朽廢の程度に達して居りませぬ、併しながら此の建物には函館控訴院函館地方裁判所函館區裁判所、此の三裁判所合併の廳舍でございまして、函館控訴院と云ふ裁判所が此の建物を使用して居りまする部分は、僅に五六の室に過ぎないのであります、今函館控訴院を札幌に移しましても此建物が全然無用になる次第ではない、僅に明部屋となるものは、三つか四つ、斯う云ふことになるに過ぎぬのであります、而して經濟上の關係から司法事務の關係から唯今阪本さんは函館の方が商業上札幌に比べて見ると宜いぢやないか、斯う云ふ御話でございます、成程札幌其ものは函館と違ひまして商業地ではございませぬ、海產事業を持つて居ります函館ではありますが、其代り札幌に於きましては、其隣に位して小樽あり、又一方に室蘭あり所謂札幌地方裁判所の管內と、函館地方裁判所の管內に比較いたして見ますれば、工業に農業に產業に總ての點に於きまして、函館の方が、札幌を凌駕……函館の方が札幌に劣つて居るので、從つて司法事務の關係から申しますれば、札幌と函館との關係で申しますれば、民事事件は札幌の管內の二に對する函館管內は一、刑事事件で申しますれば、五に對する一、斯う云ふやうな狀態になつて居るのでございます、それでありますから、今日の場合に於きまして、函館を移して札幌に控訴院を置くと云ふ事柄は官民ともに便利を得る次第でございます、獨り札幌地方裁判所管內の人民が便利を得るのみならず、其外にあります所の旭川地方裁判所釧路地方裁判所樺太地方裁判所の管內の人民も其近くに移轉さるる譯でありますから、多大の便利を得ることと信じて提案なしました次第であります。

○伯爵奧平昌恭君　私は唯今の阪本君に對する御答辯に付きまして、尙ほ重ねて質問いたして見たいと思ひます、成るほど私が質問を致します際に、定めて左樣な御答辯があると存じましたからして、九州に於ける所の恰も福岡を中心とする豫想からして、各地方に於ける所の工業の發達、商業の發達を豫め申して置いた次第でございます、其點から考へて見ますると、矢張り長崎の控訴院を福岡に移すと云ふことの問題はどうしても矢張り之に關聯して起つて來る性質のものではないかと思ふのであります、何故[illegible]と申しますれば、[illegible]に移すと云ふことを主なる理由として[illegible]を拜聽して見ますると、[illegible]の附近に小[illegible]あると云ふことで、[illegible]上の[illegible]係經濟上の[illegible]、[illegible]上の關係、總ての關係からして競爭して自然[illegible]地方に[illegible]くと云ふ事で御說明になつて居ります、若しな[illegible]理由を以て函館控訴院を移轉なさると云ふ[illegible]るならばどうしても矢張り長崎控訴[illegible]九州の中央に移し、九州全體の利益を計らなければならぬ次第であらうと私は考へるのであります、旣に其[illegible]に付きましては衆議院でも砂田さんから御質問になつて居りますが、全く交換問題だと思ひます、唯今承る所に依りますと控訴院の移轉に關する問題は年來の計畫で、近來の計畫ではない……政府はあれを何故函館ばかりを御計畫になるのでありますか、長崎を此計畫の中に加へなかつたのでありますか、其理由が少しも私には分りませぬ、同じ官有財產として御取扱になる以上は當然長崎の控訴院を僅かの費用を以て修繕をして事務を取扱つて居る以上は、僅かな費用を以て是は永い間事務を取扱うて、不適當と云ふことが分つて居りますが故に、如何にして長崎の移轉を今回何時なさると云ふことに付て御考慮にならなかつたのでありますか、其點が私に取つて解釋に苦しみますから、それを重ねて御尋ねいたします。

「政府委員鈴木喜三郎君演壇に登る」

○政府委員（鈴木喜三郎君）　奧平伯爵の質問に答へます御質問は何故に函館の控訴院の移轉を提げると同時に長崎の控訴院移轉の問題を出さぬかと云ふことに歸著することであると思ひます、長崎の控訴院問題は先程伯爵から仰せらるる如く三十八議會でございましたか提案になりまして、遂に衆議院で否決になりました、爾來建物は朽廢いたしましたから二萬有餘の金を投じまして、今日に於きましては其朽廢を防いで居るのであります、而してあの當時の問題と致しまして福岡に移しますか、熊本に移しますか、佐賀に移しますか、九州全體に於て各々爭奪戰を惹起しまして、何れも其事由のある所を主張いたした次第であります、それでありますから長崎の地今の控訴院は僻在して居ることは事實でありますが之を何れの所へ移すか移さぬかと云ふことは深く考慮を要すべき問題であらうと思ふ、而して今日提案

いたしませぬかつた次第は、一は財政の關係、即ち二つの控訴院の移轉の經費と云ふものを、同時に出すと云ふことは、財政上甚だ困難なことでございまして、考慮いたしませぬければなりませぬ、而して然らば此二つの中何れを取るかと申しますれば長崎は先に議論のあつたことでもあるし、幸ひ建物もまだ今日直ぐ潰れると云ふ譯でもないから、今暫く考慮を加へまして、さうして提案するものは提案する所が北海道の方は御承知の如く北に北にと發展して今や人口に於きましては二百何十萬と云ふ數を以て計上することになつて、殆ど總ての中心は札幌に在ると云ふことは爭ふべからざる所の事實でありますそれでありまするからして、どうしても此札幌に移すと云ふことは一日も緩うすべからざる事になつたと云ふ、急務なりと信じて此土地を選んだのであります、長崎の方に於きましては後日の考慮に讓ることとなつて居ります。

○阪本釤之助君　もう一言御許しを願ひます、與平伯爵の御質問の要旨に付て、長崎より福岡に移すのが至當ぢやと云ふやうな意味になりますやうでありますが、私は決して左樣なことを御尋ねしたのではない、一應闡明して置かねばなりませぬ、私は唯例に引きましたのでありまして、北海道に於ける函館との利害と云ふことは餘程考究すべき價値のあることと存じます、先刻例に御引きになりました樺太或は釧路あたりの關係も、唯地圖を擴げて見ますれば札幌の方が或は近いかも知れませぬが、此間の人民の便利とか控訴院との交通の關係もある、數年來慣習を持つて居つた場所は如何なる場所でも、それは慣習のあるものでありまして、是はどうも函館が矢張り宜しいか、札幌が宜しいかと云ふことは餘程考究するの價値があることと存じますが、唯今の司法次官の御答では絕對に札幌が宜しいと云ふことで私は強ひては御尋いたしませぬが、先刻御尋いたしたた内にまだ御答が洩れて居りまするが、二十萬圓と云ふ寄附には喜んで矢張り司法省は御受になりまするか、私共は石渡敏一君が先年述べられましたことは是非とも其……(聽取し難し)……威嚴を持たせねばならぬ機關でありまするが、土地から寄附を貰つて建築するなど云ふことは此全體の上から御斥けになつたが宜からうと思ひまするが、……(聽取し難し)……區裁判所位のことでありますれば、まさか大審院に御取にもなりますまいが、さう云ふやうな意味になりまする事は誠に宜しくないことと思ひまするが、其點は如何に御考へになつて居りまするかそれだけをもう一應御尋いたします。

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇に登る〕

○政府委員(鈴木喜三郎君)　御答いたします、寄附金を受くることに付きましては固より國家事業をなすに付きまして關係町村民の寄附を仰ぐことは決して好ましくないことであります、固より國庫で之を支辨するのが當然でありまするけれども、其關係町村から寄附を致したものを、それを受けると云ふことに付きましては從來の慣例でありまするから、司法省に於きましても敢て拒む理由はないと思ひまするので受けることに致したので、勿論之を受けるのは本旨でございませぬ。

○議長(公爵德川家達君)　特別委員の氏名を御報告に及びます。

〔成瀨書記官朗讀〕

函館控訴院の移轉に關する法律案外一件特別委員

伯爵大木　遠吉君　　山　脇　玄君
子爵酒井　忠亮君　　子爵京極　高備君
子爵秋月　種英君　　淺田　德則君
男爵中川　興長君　　男爵若王子文健君
櫻井伊兵衞君

○議長(公爵德川家達君)　議事日程第七、大正八年法律第五號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會の續、委員長報告、佐々木侯爵。

〔左の報告は朗讀を經ざるも參照のため茲に載錄す〕

大正八年法律第五號中改正法律案

右可決すへきものなりと議決せり依て及報告候也

大正九年二月十四日

右特別委員長　侯爵佐々木行忠

貴族院議長公爵德川家達殿

〔侯爵佐々木行忠君演壇に登る〕

○侯爵佐々木行忠君　委員會の經過結果を御報告に及びます委員會に於きましては此國務調査施行の爲に市區町村に要する經費を國庫から交附をすることに是が此金額の割合其の他今度の改正の金員で以て不足はないかと云ふやうな、二三の質問がございました、其結果委員會に於きましては全會一致を以て可決いたしました、右報告申上げます。

○議長(公爵德川家達君)　本案の二讀會を開くべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長(公爵德川家達君)　過半數と認めます、次の議事日程は決定次第通知に及びます、本日は是にて散會。

午後五時五十五分散會

○大正九年二月二十一日(土曜日)

午前十時十五分開議

議事日程　第十七號

第一　**男爵高平小五郎君請暇の件**
第二　**請願委員長報告**
第三　**議院法中改正法律案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第四　**朝鮮に於ける國勢調査に關する法律案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第五　**公債金特別會計法案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第六　**鐵道國有法中改正法律案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第七　**道路公債法案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第八　**國債整理基金特別會計法中改正法律案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第九　**家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第十　**電信事業公債法案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第十一　**電話事業公債法中改正法律案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第十二　**朝鮮事業公債法中改正法律案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第十三　**臺灣事業公債法中改正法律案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第十四　**樺太事業公債法中改正法律案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第十五　**明治四十年法律第二十一號中改正法律案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第十六　**大學特別會計法案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第十七　**大正八年法律第十二號中改正法律案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第十八　**小額紙幣發行繼續に關する法律案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第十九　**貨幣法中改正法律案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第二十　**公有林野官行造林法案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第二十一　**朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第二十二　**大正五年法律第四號中改正法律案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第二十三　**大正四年法律第十六號中改正法律案**(政府提出、衆議院送付)　**第一讀會**
第二十四　**軍人恩給增額に關する請願**　**會議**
第二十五　**名譽進級軍人に現官等相當の恩給を給與する請願**　**會議**

○議長(公爵德川家達君)　是より書記官をして諸般の報告を致させます。

〔長書記官朗讀〕

去る十八日請願委員長より左の報告書を提出せり

請願委員會特別報告第一號

一昨十九日衆議院より左の政府提出案を受領せり

大正八年法律第九號中改正法律案

同日衆議院より左の法律案を提出せり

會計士法案

同日請願委員長より左の報告書を提出せり

請願文書表第五回報告書

昨二十日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

所得稅法改正法律案外五件特別委員會

委員長　伯爵柳澤保惠君
副委員長　男爵阪谷芳郎君

本日第三部に於て請願委員伯爵副島道正君の補闕選擧を行ひしに其の結果伯爵勸修寺經雄君當選せり

○議長(公爵德川家達君)　是より本日の會議を開きます昨二十日村木男爵病氣に付き請願委員を辭任したき旨を申出られました、許可を致しまして御異存ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます、第五部に於て其補闕選擧を行はれむことを望みます又同日西男爵病氣に付き決算委員を辭任したき旨申出られました、是も許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます、第七部に於いて其の補闕選擧を行はれむことを望みます。

○議長（公爵德川家達君） 日程第二、請願委員長報告蜂須賀侯爵。

〔侯爵蜂須賀正韶君演壇に登る〕

○侯爵蜂須賀正韶君 請願委員會の御報告を致します、正副委員長の選擧、分科の決定は一月二十二日に致しました、尙ほ分科は四分科の分ちまして、それ〳〵分科の擔當委員を選擧いたしました、分科の主査の選擧は第一、第三、第四の主査選擧を一月二十二日に開きまして、第二分科の主査選擧を一月二十四日に開きまして、決めました、請願委員會の總會の定日を毎週水曜日と云ふことに決めました、其以來二回開會を致しました、分科會は各分科を通じまして九回開會を致しました、請願文書表の報告が五回、請願委員會の特別報告之が一回、請願書の受領件數五百二十一件、七百八十四通、それの連署人名數が四萬千九百七十八人でございます、是より審査の經過及結果を御報告致します、請願文書表に掲載の件數が四百七十八件、七百二十通の中より院議に付すべしと議決いたしましたが五十七件、八十二通、審査未了に屬する分が四百二十一件、六百三十七通になつて居ります、請願文書表に載つて居りまする分で……まだ請願文書表に載せませぬ件が四十三件、六十四通になつて居ります、是は二月の二十日午後四時の締切でありまする此の段御報告いたします。

○議長（公爵德川家達君） 日程第三、議院法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、本日の日程に揚げてございます法律案の通牒文の朗讀總て省略いたしたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議ないと認めます、原内閣總理大臣。

〔左の議案は朗讀を經ざるも參照のため茲に登錄す以下之に倣ふ〕

議院法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

議院法中改正法律案

議院法中左ノ通改正ス

第十九條中「五千圓」ヲ「七千五百圓」ニ、「三千圓」ヲ「四千五百圓」ニ、「二千圓」ヲ「三千圓」ニ改ム

附 則

本法ハ大正九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣（原敬君） 唯今議題と相成りましたる議院法の改正案は極めて簡單な改正案であります、要するに議員の歲費を增加すると云ふことだけでありますが、御承知の如く現在の議員歲費は二十年前に改正增加に相成つただけであります、爾來段々經濟上色々の變化も生じて居ることは御承知の通りであります、議員は固より歲費は官吏の俸給とは異なりまするけれども、是等經濟上の狀態を斟酌いたしまして、今日是だけの增加を圖りたいと云ふのに過ぎぬのであります、どうぞ御審査の上御協贊を與へられむことを……

○議長（公爵德川家達君） 別段御質疑もないと認めますから、特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔岡書記官朗讀〕

議院法中改正法律案特別委員

公爵德川 慶久君　伯爵兒玉 秀雄君
子爵井上匡四郎君　男爵目賀田種太郎君
男爵長松 篤棐君　男爵藤田平太郎君
鎌田 榮吉君　今井 五介君
土田 萬助君

○議長（公爵德川家達君） 日程第四、朝鮮に於ける國勢調査に關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、朝鮮總督齋藤男爵。

朝鮮に於ける國勢調査に關する法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

朝鮮ニ於ケル國勢調査ニ關スル法律案

第一回國勢調査ハ朝鮮ニ之ヲ施行セス

〔朝鮮總督男爵齋藤實君演壇に登る〕

○政府委員（男爵齋藤實君） 國勢調査は帝國の全版圖に之を施行せらるべきものなることは法律を以て制定せられて居ることでございます、朝鮮に於ても之が實施の計畫を立ちまして先年經續費として豫算の御協贊を經ましたのでございます、然るに昨年三月騷擾勃發いたしまして、次いで制度の改正等がございまして、目下の朝鮮の狀態に於て正確なる國勢調査を實行することが出來ない實情がござります、甚だ遺憾ながら止むを得ず、第一回國勢調査を見合せることゝ致しまして、本案を提出いたしました次第でござります何卒御審査の上御協贊あらむことを希望いたします。

○男爵阪谷芳郎君 簡單でございますから……本案に付て御尋をいたしたい點がございまするが、國勢調査は多年の懸案であつたのでございまするが、朝鮮に於ては特殊の事情に依つて御延ばしになりたいと云ふことでありまするが、此特殊の事情の成るべく速に消滅して、斯の如き必要なる法律の施行に差支ないやうな狀態に恢復せなければならぬことは當然と考へまするが、政府に於ては朝鮮土地に付ては必ずそれ〳〵此度の總督官制の改正と共に御考のあることゝ存じまする、凡そ此特殊の事情の消滅して國勢調査の實施の出來るのはどの位な期限にそれが出來ることであると云ふ御見込を伺つて置きたいのであります、尙ほ此法律を御實施にならぬとしても人別の調査と云ふものは、國の政治を施行する上に於ては無くてはならぬことであるが、此國勢調査の實施はせられなくても、何等か人別を取調べて政治の參考に供することの出來る程度のものは此國勢調査の實施と同一でなくつてもなさると云ふ御考なんでありませうか、人別の調が分らなくなつては、政治と云ふものは甚だ困難なことであらうと考へられる右の二つの點に於て政府の御考を伺つて置きたうございます。

〔政府委員男爵齋藤實君演壇に登る〕

○政府委員（男爵齋藤實君） [illegible]いたしまする、第一の[illegible]は[illegible]申しますことは今日出來ませぬであります、併しながら總ての制度が完全に[illegible]一般に行はれますやうになつて、人心が落着きますれば、是等のことに費用と人さへ十分あれば十分出來ることゝ存じます、何時頃と云ふ御尋に對しては明確なる御答を今日いたし兼ねます、第二の御尋の朝鮮の戸口調査の如き又民籍調査の如きは現に出來てありまするのであります、國勢調査と云ふ一定の形式に依つたものを全國同樣にやると云ふことは如何にしても出來ぬと云ふ爲に、之を見合せることにいたしたのであります誠に是も遺憾なる次第でございますけれども實際已むを得ぬ爲に見合すことに提案いたしました次第でございます。

○議長（公爵德川家達君） 第四の法案は御異議がなければ大正八年法律第五號中改正法律案の特別委員に付託いたしたいと存じます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 御異議なければ日程第五より第十四までは聯繫事件として一括して說明を煩はし、委員も同一委員に付託いたしたいと考へます

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君） 日程第五、公債金特別會計法案、第六、鐵道國有法中改正法律案、第七、道路公債法案、第八、國債整理基金特別會計法中改正法律案、第九、家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案、第十、電信事業公債法案、第十一、電話事業公債法中改正法律案、第十二、朝鮮事業公債法中改正法律案、第十三、臺灣事業公債法中改正法律案、第十四、樺太事業公債法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

公債金特別會計法案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

公債金特別會計法

第一條 各種ノ經費ノ支辨ニ充ツヘキ公債金ノ會計ハ之ヲ特別トシ一般ノ歲入歲出ト區分スヘシ

第二條 公債金ヲ使用セムトスルトキハ之ヲ以テ

支辨スヘキ經費ノ屬スル會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第三條　公債金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

第四條　本會計ハ公債ノ發行ニ依ル收入金、運用利殖金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ第二條及第六條ノ規定ニ依ル繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第五條　公債金ニシテ每年度內ニ使用セサルモノハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越スヘシ

本會計ノ每年度歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第六條　公債金ハ之ヲ以テ支辨スヘキ經費每ニ區分整理シ其ノ經費ヲ要セサルニ至リタル後剩餘アルトキハ之ヲ其ノ經費ノ屬シタル會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第七條　政府ハ每年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第八條　本法ハ大正五年法律第四號ニ依リ發行スル公債ノ收入金ニ關シテハ之ヲ適用セス

附　則

本法ハ大正九年度ヨリ之ヲ施行ス

事業公債金特別會計法ハ之ヲ廢止ス

本法施行ノ際事業公債金特別會計ニ屬スル公債金ハ之ヲ本會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

本法施行ノ際ニ於ケル事業公債金特別會計ノ歳出豫算ノ支出殘額ハ之ヲ本會計ニ移シ使用スルコトヲ得

鐵道國有法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり依て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日

衆議院議長　大岡　育造

貴族院議長公爵德川家達殿

鐵道國有法中改正法律案

鐵道國有法中左ノ通改正ス

第十五條　削除

道路公債法案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日

衆議院議長　大岡　育造

貴族院議長公爵德川家達殿

道路公債法

第一條　國道改良費支辨又ハ國道、府縣道若ハ市ノ重要街路ノ改良費補助ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ二億八千二百八十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ之レカ繰替支辨ノ爲借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條　前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補塡スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附　則

本法ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

國債整理基金特別會計法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日

衆議院議長　大岡　育造

貴族院議長公爵德川家達殿

國債整理基金特別會計法中改正法律案

國債整理基金特別會計法中左ノ通改正ス

第五條　政府ハ國債ノ整理又ハ償還ノ爲必要ナル額ヲ限度トシ起債スルコトヲ得

附　則

大正五年法律第三十四號ハ之ヲ廢止ス

本法施行前國債整理基金特別會計法ニ依リ發行シタル國債ノ元金ノ消滅時效ニ付テハ仍從前ノ例ニ依リ

參　照

大正五年法律第三十四號

政府ハ外國債ヲ整理償還スル爲必要アルトキハ國債整理基金特別會計法第五條ノ規定ニ依ラス內國債ヲ發行スルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日

衆議院議長　大岡　育造

貴族院議長公爵德川家達殿

家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案

家祿賞典祿處分法中左ノ通改正ス

第五條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ公債ハ發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ五十年內ニ之ヲ償還ス

第六條第二項ヲ削ル

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前祿高整理ノ爲發行シタル公債ノ元金ノ消滅時效ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

電信事業公債法案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日

衆議院議長　大岡　育造

貴族院議長公爵德川家達殿

電信事業公債法

第一條　電信擴張及改良費支辨ノ爲政府ハ七千三百八十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條　前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補塡スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附　則

本法ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

電話事業公債法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日

衆議院議長　大岡　育造

貴族院議長公爵德川家達殿

電話事業公債法中改正法律案

電話事業公債法中左ノ通改正ス

第一條中「一億二百五十萬圓」ヲ「三億二千八百萬圓」ニ改ム

第二條中「本法ニ依ル公債又ハ借入金借換ノ爲必要アルトキ亦同シ」ヲ削ル

朝鮮事業公借法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日

衆議院議長　大岡　育造

貴族院議長公爵德川家達殿

朝鮮事業公債法中改正法律案

朝鮮事業公債法中左ノ通改正ス

「第一項」ヲ「前項」ニ、「一億七千八百萬圓」ヲ「二億九百七十萬圓」ニ改メ第二項ヲ削ル

臺灣事業公債法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日

衆議院議長　大岡　育造

貴族院議長公爵德川家達殿

臺灣事業公債法中改正法律案

臺灣事業公債法中左ノ通改正ス

第一條中「事業費支辨ノ爲」ヲ「事業費又ハ事業費補助ニ要スル經費支辨ノ爲」ニ、「九千二百五十萬圓」ヲ「一億六百三十萬圓」ニ改ム

樺太事業公債法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日

衆議院議長　大岡　育造

貴族院議長公爵德川家達殿

樺太事業公債法中改正法律案

樺太事業公債法中左ノ通改正ス

第一條中「五百五十萬圓」ヲ「千二百五十萬圓」ニ改ム

第二條中「本法ニ依ル公債又ハ借入金借換ノ爲必要アルトキ亦同シ」ヲ削ル

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　日程第五より第十四に至りまする十件の案に付きまして簡單に提出の理由を説明いたします、尤も便宜の爲に此順序に依らず御説明を致します、日程第十一になつて居ります電話事業公債法中改正法律案、是は此度電話交換擴張費既定額に對しまして、大正九年度以降八箇年度間の繼續費增額二億二千五百五十萬圓を追加いたしまして其全部を公債財源に依ることに計畫を致しましたから、現行の起債法定額一億二百五十萬圓を三億二千八百萬圓に增加改正せむとするものであります、其他は此序を以ちまして法規の整理をなさんとするに過ぎない事柄でございます、日程第十二にございます、朝鮮事業公債法中改正法律案でござい

ます、是は過般提出いたしましたる朝鮮總督府特別會計の豫算に依りますれば、鐵道の建設及改良費、それから營田築造費、醫院新營費其他の事業費に於きまして、大正九年度より十五年度までの間に公債を以て支辨すべきものの總額三千百六十六萬圓を増加いたしました、故に之を現行の起債法定額一億七千八百萬圓に追加いたしまして、其法定額を二億九百七十萬圓に改正せんとするものでございます、其他は矢張り法規の整理に止どまるものでございます日程第十三の臺灣事業公債法中改正法律案、是は從來政府に於て經營いたして居りましたる官佃溪埤圳工事を水利組合の事業に移しまして其經費の一部千二百萬圓を六箇年度間に補助することの計畫をいたしました、其補助費は從來公債財源に依つて支辨いたして居りまする水利事業費の一部に代はるべきものでございますから、同じく公債を以て支辨することに致したいと考へるのであります、之が改正を要する一點でございます、又基隆築港費、鐵道建設費等の公債を以て支辨すべきもの千三百七十餘萬圓を増加することに致しましたから現行の起債法定額九千三百五十萬圓を一億六百三十萬圓に改正することが改正の第二點でございます、日程第十四にございまする樺太事業公債法中改正法律案、是は新規の計畫に屬しまする大泊港の新築に屬する繼續費總額四百九十萬圓、鐵道建設費の追加額二百十萬圓、合せて七百萬圓を公債財源に依ることに致したいと思ひますので、現行の起債法定額五百五十萬圓を千二百五十萬圓に増加せんとするものでございます、日程第十になつて居りまする電信事業公債法案、是は現在の電信の設備は時勢の進歩に伴うて居りませぬ、著しく不便を感じて居るのでございます、故に大正九年度より大正十五年度まで七箇年度間の繼續總額七千三百八十萬圓を支出いたしまして電信線路の増築又は改築、局所の創設、機械の引換、改良等斯くの如き必要なる施設を遂行いたしたいと思ふのでございます、是が財源は公債に依ることが適當でございますから、其起債法を制定せんとするのでございます、日程第七、道路公債法案、是は我國の道路は甚だ不十分でございますから、政府は大正九年度より三十八年度まで三十箇年度間に總額二億八千二百八十萬圓の支出いたしまして、或は軍用國道の改良をなし或は府縣以下の公共團體に對して補助を與へて、國道府縣道若くは市の重要街路等の改良をなさしむるの計畫を立てました、此財源は之を公債に求むる事と致しまして、之が起債法を制定せむとする次第でございます、日程第五の公債金特別會計法案は是は高等教育機關の増設又は擴張に關しまする公債法、帝國鐵道會計法及此度提案いたしましたる道路公債法等に依つて發行いたしまする公債の收入金を、從來の事業公債金と共に統一整理いたしますることが便宜でございまするので、事業公債金特別會計を廢止いたしまして、新に公債金特別會計を設置せむとするものでございます、日程第八の國債整理基金特別會計法中改正法律案、是は國債の借替に關する規定が餘りに窮屈でありまして之を實際に適用することが出來ませぬから是等の制限を除きますること丶、其借替の爲に發行する公債は整理公債條例を適用すること丶なつて居ります、爲に國債の統一を妨げることになりますから、此整理公債條例の適用を廢しまして一般國債に關する通則に依ることに致したいと存じます、此二點に付て改正を加へました、日程第九の家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案、是も國債整理基金特別會計法中改正法律案と同く整理公債條例の適用を廢止せんとするものであります、日程第六、鐵道國有法中改正法律案、是は鐵道買收公債又は鐵道買收の際提供いたしましたる債務の借替に當りまして、現行法に於ては此借替の爲に發行する公債に對し整理公債條例を適用する事に相成つて居りまする爲に、前段にも申述べましたる通り、公債の統一を妨げる憂がありますので、之を改め通則たる國債整理基金特別會計法に依ることに致したいと思ふのであります、以上が公債に關する改正案提出の理由であります、要するに電話事業公債法中改正法律案外五件は主として交通、通信の便を増進いたしまして、産業の發達、國運の進展に資せむとする趣旨に出でたるものでございます、其他の改正案は公債收入金取扱を統一し、又は國債の種類を統一いたしまして賣買其他取引上に於ける不便を除きたいと思ふのであります、御審議の上御協賛を與へられむことを希望いたします。

○阪本釤之助君　唯今の大藏大臣の御説明中に聞漏したことがありますが、第七の日程の道路公債法案其點に付きまして、あまり詳細に御説明がなかつたやうに聽取りましたから、是は少し伺つて見たいと思ふのでございます、此道路公債法が實行されまして、二億八千二百八十萬圓を限つて、公債を發行されると云ふことになりますと、此金は數年に亘つて使用されるものであらうと存じますが、其使用方に付きましては、現に東京市内でございますが、此道路は世界無比とも申すべき惡道路、即ち此惡道路の改良に付きまして此金はどの位使はれる積りであるか、又都市計畫及六大都市市區改正事業と云ふものに向つて如何に使用せらるるのであるか、此全國の國道、縣道の改修と云ふものに向つて如何に分配せらるるのであるか、此三點に付て御答辯を請ひたいと存じます、又本年の通常豫算を見ますると、内務省所管の臨時部に於きまして第一款第五項、道路改良補助費と云ふものがあります、昨年は五十萬圓でありましたが、當年は二百五十萬圓になつて豫算されて居ります、内務省の臨時部に即ち二百五十萬圓計上されて居つて、即ち名稱は矢張り道路改修補助費でありますが、一面道路補助に當てられるのでありますが、是は丸で別のことでありまして、公債で施行することと、内務省が每年要求せらるる所の臨時部の豫算とは、別物と心得て宜しうございますか果して然らば前年は矢張り此内務省の通常的に要求された金は昨年は五十萬圓で當年は二百五十萬圓であれば、或は來年は三百萬圓五百萬圓と云ふ……財政が許すと致しますれば、公債以外に御要求になると云ふ積りでありますか、此關係及び區別と云ふことに付て伺つて見たいと思ふのであります、以上は即ち内務省の御方針に關することと存じまするから内務大臣より御答を請ひたいと存じます、もう一つ是は日程第十四の樺太事業公債法のことでありますが、唯今大藏大臣の説明に依りますと、築港鐵道等に要する金額が不足を告げれば増額をすると云ふやうな意味に拜聽いたしましたが、私共此樺太のことに付きましては、甚だ知識が乏しいのでありまして築港鐵道は如何なる現況で築港せられつ丶あるか、此場合でございまするから、あまり詳細のことには及びませぬが、樺太の築港鐵道はどう云ふ現況にありどう云ふ方針であるかを……金が是だけ要つて是だけ足りぬと云ふことを大體承つて見たいと思ふのであります、それに關聯しまして、近く此露西亞の國との關係で、國境に向つて何か多少騷擾いたしたことがありまして、樺太廳に於ては御心配になつたやうに傳聞いたしたことがありますが、是は如何なる出來事でございますか、どう云ふ譯でどう云ふ風に納りが付いたかと云ふことを、御差支がなければ併せて御答辯を伺ひたいと思ひます、

「國務大臣(床次竹二郎君)演壇に登る」

○國務大臣(床次竹二郎君)　御答いたします、唯今の御質問の中で、此九年度の豫算にありまする二百五十萬圓、即ち此公債中より支辨をせらるゝ譯でございます、それから大體の計畫を申上げますれば道路法の施行以來道路會議を設定せられまして、其會議に附して出來ました案を採用いたして、茲に此法律案提出の運びになつた次第であります、極めて大要を申上げますれば、此計畫で大正九年度以後三十年間に國費、公債に依つて二億八千二百八十萬圓を提出せられまして、それが爲に國道約二千里、軍事國道約七十里特種の事由ある府縣道約四百里及六大都市の街路の改良を完成する、斯う云ふ計畫でございます、其中國道改良費の補助に充てるものが一億六千七百五十萬圓、工費の總額三億一千萬圓であります、それから國道の軍事の目的を以て致しましたる國道改良費が六百八十萬圓、其延長七十二里であります、それから特殊の事由に依つて、其新設改築を國家の見地より必要なりと致しまして補助するものが四百萬圓、工費約四千二百萬圓、それに對して千七百萬圓を補助する積りであります、それから六大都市の街路の改良費の補助に充てるものが九千萬圓、東京市で約九千萬圓、大阪が一億四百萬圓、京都市、横濱市約一億二千萬圓、神戸名古屋各々約一千百八萬圓、大要は右の通りでございまして、茲に道路法の施行及道路改良計畫は印刷に付してございますから、委細はそれを差上げて御覽を願ひ度うございます。

「矢口長右衞門君發言の許可を求む」

○議長(公爵德川家達君)　唯今阪本君の御質問に關して政府委員の答辯があらうと存じますから、其後で願ひたうございます。

「政府委員永井金次郎君演壇に登る」

○政府委員(永井金次郎君)　唯今の御質問に御答いたします、樺太の鐵道に關しましての御辯でございますが、樺太の鐵道は未だ極めて不完全でございますが今日の狀況で申しますと、既設の東海岸の方に出來て居ります線路が一線ございまして其哩數が五

十七哩ございます、西海岸の方に既に出來ましたのが五十七哩ございます、それから唯今此西海岸と東海岸と連絡をいたします鐵道と致しまして横斷鐵道を設けたいと考へて居ります、此横斷鐵道は五十五哩になつて居ります、此費用は既設の費用に増額することが二百十萬圓、唯今大藏大臣の御説明になりました費額を要するのであります、此横斷鐵道に付きましては、唯今非常に不便を感じて居りまして、東海岸と西海岸と連絡する線路が無いのでありますから、是は甚だ樺太の拓殖上に於て困難でありまして、此横斷鐵道を是非設けたいと考へまして、五十五哩の費用を見積りました次第でございます、尚ほ此横斷鐵道に付きましては何れ詳細に申上げる機會もあらうと存じますが、唯今の所は横斷鐵道は極めて必要なるものであると云ふことを申上げて置きます、次に港灣問題でございますが、港灣のことに付きましても、何れ詳細なることを申上げる機會もあらうと存じますが、大體を申しますと樺太の港灣は至つて天惠の港が少いのであります、而して樺太の港灣に付きましては歴代の當局も甚だ苦心を致して居りますが、未だ適當なる港灣はございませぬ、併し今回提案いたしましたる大泊港の改良工事を施したいと考へたのであります、實は此本斗と云ふ所に港を設けましてございますが、まだ本斗の港灣も全部落成は致して居りませぬ、併しながら現在の状況から考へますと、大泊の状況は非常に必要なる状況に迫つて居るのでありまして、殆ど樺太の玄關口になつて居ります、茲に相當の改良を加へますれば船舶の出入も甚だ便利になるのであります、茲に於きまして今回大泊の改良工事即ち棧橋工事を設けて、大泊の改良を致したい計畫を致したのであります、尤も此改良工事の中には棧橋と埋立と兩方這入つて居りまして、それを合せて四百九十萬圓の費用を見積りまして、大泊港の改良工事を致したいと考へます、此改良工事が出來ますれば、船舶は冬季と雖も相當に出入の自由を得まして、且又上陸の際には何等の苦痛なくして、荷役が出來るのでありまして非常に便利になりまして、樺太の開發に付ては非常に便利であります、それ故に大泊築港の公債を起しまして若くは借入金に依りまして、此補助を致して修築を致したいと考へるのであります、尚ほ詳細の事は何れ機會を見て申上げたいと思ひます、大體鐵道と港灣に付きましては右樣な次第であります、それから次の御尋ねの樺太に於きましては騷擾問題でありますが此北樺太に付きましては私より申上げる筋合でないのでありますから申上げませぬが、唯北樺太の方にも同胞が行つて居りますが、何か暴徒などの起りました、樣子でございまして私の方の領分の南樺太の方に退却を致して來たのでありまして、退却を致したに付ては何か救援をして貰ひたい、寒中のことであるから糧食なり或は其他の物を救援をして貰ひたいと云ふ依賴がありましたので、樺太廳としてはそれ〳〵準備して救援に赴きましたのであります、何分冬季の事でありますので、非常に交通は不便でありまするし、陸路は殆ど鐵道がございませぬ、道路もございませぬし、又從つて陸上の交通はございませんし、海岸の方に行きますと海は既に凍つて居りまして、軍艦と雖も自由に交通が出來ない状況でありまして、非常に連絡が不便でございます、樺太廳の方で相當準備を致して退却を致して來ました者に對しましては、唯今の所相當の救援が出來た譯であります、其後は總て平穩になつて居ります、即ち退却した者に對しては南樺太と連絡が付きまして、遺憾なく救援の目的を達したのでございます、其以上の事は是は茲で申上げ兼ねます。

「阪本釤之助君發言の許可を求む」

○議長（公爵德川家達君）　矢口君に御約束を致して置きました。

○矢口長右衛門君　本員も日程第七道路公債法案に付きまして、當局大臣に質問を致したい事があります、先刻阪本君からの質問に依りまして大體は了解を得ましたが、未だ了解しない點だけを御尋を致したうございます、それは道路公債法案の其償還の目的如何と云ふことでございます、鐵道の事業公債等になりましては、相當の利子を生んで自然にそれを償還するの目的が立つて居りますが、道路法に依る公債と云ふものは何等の收益を見ない、間接には國家の利益になるのであるけれども他の事業公債と性質が異つて居ります、であるから是は如何にして之を償還するや、どう云ふ目的が立つて居るのでございますか、何年度と何年度に斯う云ふ風に償還をする、斯う云ふやうな御考がございますか、或は唯必要なる爲に繰入、融通的の公債を發行した、斯う云ふ意思でございますか、償還の目的と云ふことに付きまして御尋を致したうございます、大藏大臣が御見えになりませぬやうでございますから內務大臣で差支ありませぬ、御答を願ひます。

「政府委員神野勝之助演壇に登る」

○政府委員（神野勝之助君）　道路公債の償還方は別に特別會計を設けて經營し或は補助すると云ふのでありませぬから、道路公債も他の公債と一樣に一括して償還の計畫を立てる積りでございます。

○阪本釤之助君　內務大臣の御説明を承りまして分りましてございますが、さう致しますると本年度に提出されて居る二百五十萬圓は即ち此公債の一部であると了解いたしましたが、如何にも東京市內の道路の惡しきことは何人も常に憂ひて居る所でありますが、僅か二百五十萬圓の金が九年度に支出されると云ふことで、二億の公債三億に近い公債を募集さるべき法案が出て居りまして、其の一部として僅に此二百五十萬圓は全部東京市に補助されるのでありますか、若し他にも補助されると云ふことでありましたならば、東京市の道路の改良と云ふやうなことは、殆ど何時目的を達せられるか見込が立たぬやうに感じますのであります、二百五十萬圓は全部東京市に充てられるのであるか、充てられるとしても實に心細い感がありますが、其邊は道路行政を監督する內務大臣は如何に御考になつて居るでありませうか、此機會に於てもう一應伺ひたいと存じます。

「國務大臣床次竹二郎君演壇に登る」

○國務大臣（床次竹二郎君）　唯今の御尋は獨り東京市のみではございませぬ、それ故に東京市に割當てますのは極めて僅少な額になります、それ等の詳しいことは差上げる書類に總て載つて居りますが、如何にも唯今の御話の如く極めて僅少でございます、是は國庫の方の今年の都合もありますが併し又一方に於ては市の事業でございますから、市の事業の進展に連れて自から國費の支出方も考へなければならぬと思ひます、兎も角今年は初年でありまして、市の計畫もまだ十分に立つて居りませぬ、何れ進むに從つて、尚は都合よく取計はなければならぬことにならうと思ひます。

○阪本釤之助君　二百五十萬圓は全部東京市の用に供せられるものと存じて居りましたが、唯今の御答に依りますと僅か一部が交付される趣であります、此經濟論は暫く別と致しまして、斯の如く巨額なる公債を募集して全國道路の改良を圖らうと云ふ御考は至極結構と存じます、本案と間接の關係があるかは存じませぬが、東京市の道路は一體どうなされるのでありますか、市の事業であると仰つしやいましたが成るほど市が爲す可き仕事ではありますが、市を監督するのは內務大臣、其下にある東京府知事であります、是は東京市の面目ばかりでない、日本全體に對する面目にも關することであるのでありますが、先年東京市の道路は一時非常に惡いと云ふ説がありまして其時分に、最早二十年も前のことでありますが、兎に角一時大變改良を加へて今日に至つたのでありますが、近年自動車が盛んに通行をする爲と思ひますが、以前にも倍する惡道路になつて參つたのであります、是は如何にして恢復するのであるかと云ふことは餘ほど政府として御心配のあるべきことであらうと存じます、是は如何に御考になつて居るのでありませうか、唯東京市が計畫をしなければ仕方がないと斯樣に御覽になつて居るのでございますか、或は斯く〳〵の方法で鞭撻し、斯く〳〵の方法に依つて實行せしむるのであると云ふ御成案があるのでありますか、此點を一應承つて置きたいと考へます。

「國務大臣床次竹二郎君演壇に登る」

○國務大臣（床次竹二郎君）　御答いたします、東京市の道路に付ての御感じは全く同感でございます、併しながら其執行者は兎も角市の當局者でございますから、之に注意を致しましてやるより外はなからうと考へます、前日も申上げました如く目下三千萬圓何年でありましたか今忘れましたが、支出の計畫は熟して居りますが、既に都市計畫委員會が出來て、それに依つて促して參りましたならば、漸次改良が出來るだらうと考へます、又一方に於ては市の事業に付て財源の工夫も致さなければなるまいかと思ひます、例へば道路間口税がありますとか、其外道路の財源に適當なりと思ふやうなことは工夫するに從つて市に徴收の道を開かなければなるまいと考へて居る所です。

○男爵阪谷芳郎君　大藏大臣が居られぬやうでありますが總理大臣でも宜しうございます、御尋いたします、我國の財政計畫の上に於ては、常に公債の募集と云ふことは餘ほど愼重なる考を以てせられたと

云ふことは歴代の政府に於て[illegible]る、公債の計畫が餘りに多い時分には初めの計畫する時には唯少々ばかりの頭が出て居るのであるから財政に困難と云ふ事も或はないかも知れませぬが、段々積り積つて非常に困つて來ると云ふやうな譯であります、從つて公債の計畫と云ふ事は非常に愼重にせられる歴史を有つて居る、之が日本の財政の信用の一つとなつて居るのであります、又一面に於ては明治十一年以來減債計畫と云ふものを立て嘗て今日まで減債の計畫を何時でも變更したことはないのである、然るに今日の日程を見ますと公債法案の展覽會見たやうな有樣が致します、帝國議會あつて以來斯の如き日程を見ると云ふことは初めてであります、如何にも公債に縁の深い所の大藏大臣でいらつしやるやうに考へます、又如何にも放膽なる御計畫であると考へられます、併し是は各々見る所があるので其事を伺ふのではありませぬが、此會期中に於て今日の日程以外には更にもう公債計畫の御提案は無いのでありまするか、まだ後から續々御出しになるのであるか、それだけは法案の審査と極めて必要な點でありますから總理大臣で宜しうございます、御答を願つて置きます。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君) 公債のことに付て御尋でありますが、根本の問題は暫く措きまして又根本の問題は阪谷君と我々固より御同感のことであります、成るべく公債は多く發行しない方が宜しいのでありますす、唯如何せん、事業の計畫は租稅にのみ俟つことが出來ないのでありまするから、又租稅に俟たずしてやる方が原則上尤もなりと云ふ理由があり、從つて公債の支辨に俟たなければならぬものが多々あるのでございます、此點に於ては強ひて御尋の要點にも非ず、又大體の御趣意に於ても何人も異論の無いことであります、此以外に公債法案でも出すことがなからうかと云ふ御尋でありまするが、大藏大臣が居りませぬから明瞭には分りませぬが、唯今の所で此以外には今期議會に公債案を提出するものは無い積りであります、左樣御承知を願ひます。

○鈴木總兵衞君 內務大臣に質問いたしますが、唯今阪本君の御質問に對して大都市の道路の改良に付ては約一千萬圓の補助をすると云ふことを伺つたのでありまするが、政府に於て總て御調査になつて居る時に定めし昨年の物價を以て定められたものと思ひますが、今日の狀態は日に〳〵變るのである、此點に付て道路改修工事の實際に當つて初めの設計より工費の增加すると云ふことは誠に明かなことであります、其時でも矢張り國としては相當の歩合に依つて金額を御增加になるのでありますか、如何のものでありますか。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣(床次竹二郎君) 御答いたしますが、此補助費改良費は國でやりまするものは格別でありまするが多くは補助費になつて居ります、國道に付ては二分の一、若くはものに依つては三分の二、それから府縣道の改良費でありますれば三分の一、それから街路の改良でありまするとミ分の一と斯う云ふことで積算して居ります、自然工費が多くなりますれば、それに比例を致しまして補助額は增加する譯でございます、物價の關係のことは大藏大臣より御答いたします。

○江木翼君 唯今阪谷男爵の御質問に對して總理大臣より本期議會には更に公債募集の法案を出すことは無い、斯う云ふ御答でございましたが、私は此事柄に關聯いたしまして、尙ほ承つて置きたいと思ひます、それは凡そ此社債に付て政府は保證をなすと云ふことは、政府が國庫が公債を募集する場合とは多少の違があると思ひまするが、併しながら矢張り保證的債務、連帶債務の保證を負ふものでありまする故に矢張り餘程近い所の關係があるものと思ふのであります、又斯の如き社債を發行すると云ふが如き場合に於きましては、自から此金融市場に對する壓迫となると云ふことも略々公債と同じやうな形になることであらうと思ひまするが、公債の案は無いと云ふ御答は了承いたしましたが、社債を募集せらるゝ際に保證債務を國庫が負擔すると云ふが如き法案を更に御提出になると云ふやうな場合はございませぬでございませうか、此點を大藏大臣より伺つて置きます。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 唯今御質問の政府が社債に對して保證するやうなことが起るかと云ふ御尋でありまするが、從來政府は社債に對して保證いたしまするのは專ら之を海外に於て募集する場合に多くあるのであります、今日のところではまだ確りとは決まりませぬけれども、或はさう云ふ事情の下に保證の必要を生じて今議會に提出する運びになるかとも考へて居りますが、まだ何分確定したことでございませぬので、まだ將來に付ての御尋でありますからして、唯今私の考へて居る內に、或はさう云ふものがありはせぬかと思ふだけのことを申したのであります、但しそれは內地に於て發行するものに對しては要らないのであります、外國に於て發行する場合に於きましては其會社なら會社の名前も十分に分つて居らぬ一般の公衆に能く知られて居らぬ、さう云ふ場合に於ては政府の保證の必要が起らぬとも限らぬと思ひます。

○議長(公爵德川家達君) 特別委員の氏名を御報告に及びます。

〔岡書記官朗讀〕

公債金特別會計法案外九件特別委員

子爵牧野忠篤君　子爵伊東祐弘君
男爵村上敬次郎君　男爵武井守正君
男爵中島久萬吉君　男爵福原俊丸君
石黒五十二君　室田義文君
横山章君

○議長(公爵德川家達君) 日程第十五、明治四十年法律第二十一號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

明治四十年法律第二十一號中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

明治四十年法律第二十一號中改正法律案

明治四十年法律第二十一號中左ノ通改正ス

第一條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

四　所得稅

附　則

本法ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

參照

明治四十年法律第二十一號

第一條　樺太ニ於ケル租稅ハ左ノ目ニ從ヒ徵收ス

一　戶數割
二　營業稅
三　雜種稅

前項租稅ノ[illegible]

第二條　[illegible]收法ヲ適用ス

第三條　本法ニ規定スルモノノ外[illegible]其ノ他必要ナル事項ニ關スル規程ハ樺太[illegible]長官之ヲ定ム

附　則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員永井金次郎君演壇に登る〕

○政府委員(永井金次郎君) 私より此法案提出の理由をちよつと申上げたい、本案は極めて簡單なる法案でございまして、樺太に現在ございまする稅目中に「所得稅」と云ふ一項を加へたいと云ふのでございます、現今の租稅の外に…… 此法律に書いてあります租稅の外に、法人所得稅を現行法の所得稅法に依りまして徵收することになつて居るのであります、然るに今回所得稅法の改正が提案になりました、此提案の改正案に依りますと、是は樺太には施行しないことになつて居るのでございます、付きまして樺太に於ては別箇に所得稅を賦課いたしまして、從來の財源を保持したいと云ふ必要より本案を提出いたしました次第でございます、何卒御審議の上御協贊あらむことを……

○議長(公爵德川家達君) 御異議がなければ此法案は所得稅法改正案の特別委員に付託いたします。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 日程第十六、第十七は聯繫事件として束ねて說明を煩はし、委員も同一委員に付託いたしたく存じます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 日程第十六、大學特別會計法案、第十七、大正八年法律第十二號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

大學特別會計法案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

大學特別會計法

第一條　帝國大學ハ各別ニ、其ノ他ノ官立大學ハ之ヲ通シテ一ノ特別會計ヲ立テ資金ヲ所有シ政

府ノ支出金、資金ヨリ生スル收入、授業料、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ一切ノ歳出ニ充テシム

第二條　前條ノ政府支出金ハ東京帝國大學ニ在リテハ毎年度二百八十九萬圓、京都帝國大學ニ在リテハ毎年度百六十七萬圓トシ其ノ他ノ帝國大學及官立大學ニ在リテハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

東京帝國大學ニ在リテハ前項ノ金額ノ外航空ニ關スル研究ノ費用ニ充ツル爲必要ナル金額ヲ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ繰入ルルコトヲ得

第三條　各帝國大學及官立大學ノ資金ハ政府ヨリ交付シ又ハ他ヨリ寄附シタル動產及不動產並歳入殘餘ヨリ成ル但シ官立大學ニ在リテハ第七條ノ施行豫算ノ歳入殘餘ニシテ資金ニ編入シタルモノハ官立大學每ニ區分シ之ヲ整理スヘシ

第四條　大學ノ歳出ニ充ツル爲必要アルトキハ其ノ資金ヲ支消スルコトヲ得但シ用途指定ニ係ル資金ニ付テハ用途指定者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第五條　政府ハ毎年各帝國大學及官立大學ノ特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第六條　大學特別會計ノ豫算中ニハ豫備費ヲ設クヘシ但シ東北帝國大學、九州帝國大學、北海道帝國大學及官立大學ノ特別會計豫算ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第七條　文部大臣ハ歳入歳出豫算決定ノ後豫備費ヲ除クノ外各大學毎ニ歳入歳出ノ施行豫算ヲ調製シ當該大學ノ總長又ハ學長ヲシテ之ヲ施行セシムヘシ

文部大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項以外ノ者ヲシテ歳入歳出豫算ノ一部ヲ施行セシムルコトヲ得

第八條　大學ニ於テ外國ヨリ直接ニ圖書、機械、標本又ハ實驗用材料ノ買入ヲ爲ス場合ニハ前金拂ヲ爲スコトヲ得

第九條　寄附金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其ノ條件ニ從ヒ之ヲ使用スヘシ

第十條　獎學ヲ目的トスル寄附金ハ之ヲ當該大學ニ交付シ總長又ハ學長ニ經理ヲ委任スルコトヲ得

第十一條　委任經理ニ係ル會計ノ檢査ハ會計檢査院法第十六條ノ規定ニ依ル

第十二條　官立大學ニ屬スル收入ヲ以テ其ノ歳出ヲ支辨シ別ニ政府支出金ヲ要セサルニ至リタルトキハ當該大學ノ爲ニ特別會計ヲ設クルモノトス

第十三條　大學特別會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法ハ大正九年度ヨリ之ヲ施行ス

帝國大學特別會計法及大正七年法律第四號ハ之ヲ廢止ス但シ大正八年度分ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

官立大學ノ創設費ハ第一條ノ規定ニ拘ラス一般會計ノ所屬トス

他ノ法律ニ於テ帝國大學特別會計法トアルハ大學特別會計法トス

本法ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大正八年法律第十二號中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

大正八年法律第十二號中改正法律案

大正八年法律第十二號中左ノ通改正ス

「東京帝國大學工學部」ヲ「東京帝國大學醫學部及工學部」ニ、「百五十萬圓」ヲ「二百四十萬圓ヲ大正八年度乃至大正十二年度ニ亘リ、」ニ、「帝國大學特別會計法」ヲ「大學特別會計法」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ニ依ル臨時政府支出金ノ外擴張ニ伴ヒ要スル經常費ニ充ツル爲當分ノ內每年度豫算ノ定ムル所ニ依リ必要ナル金額ヲ一般會計ヨリ當該帝國大學特別會計ニ繰入ルヘシ

附　則

本法ハ大正九年度ヨリ之ヲ施行ス

參照

大正八年法律第十二號

東京帝國大學工學部ノ擴張ヲ爲スノ費用ニ充ツル爲總額金百五十萬圓ヲ京都帝國大學工學部及理學部ノ擴張ヲ爲スノ費用ニ充ツル爲總額金八十三萬千二百七十一圓ヲ大正八年度乃至大正十一年度ニ亘リ帝國大學特別會計法第二條ノ金額ノ外每年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ當該帝國大學特別會計ニ繰入ルヘシ

〔國務大臣中橋德五郎君演壇に登る〕

○國務大臣（中橋德五郎君）　此法案は從來帝國大學特別會計法と云ふものを發布になりまして、施行いたして來た譯でありまするが、今回單科大學を當年の四月よりして設置することに致しまするので、豫算も總豫算の中に計上いたして置いたやうな譯であります、それで從來の帝國大學即ち綜合大學の外に此度單科大學と云ふものを設けまするので今後もぼつ〳〵出來ることでございませう、そこで此法案の改正を致したやうな譯であります、又其外に大學の職員の增俸を、豫算にありまする通りに、餘ほど今回いたします、其外又物價騰貴の五割增。總體に相當の金額を增額いたします、是も政府の支出金の增加になりますから、此二つの點より大學令の改正、特別會計法の改正を致した譯であります、それから今一つの大正八年法律第十二號中改正法律案、此方は昨年の議會で御協贊を願ひましたる法律でありまするが、今回又帝國大學の方に醫學部の方の藥學科の擴張を致しまして、又精神病院の新設も致しまする見込で、此金額を計上致しましたやうな譯であります、是等の繰入を要するが爲に法律案の改良を御願ひ致す次第であります、極めて簡單なる法案でありまするので、どうぞ御審議の上御協贊を願ひます

○議長（公爵德川家達君）　別に御質疑もないと認めます、特別の氏名を御報告に及びます。

〔岡書記官朗讀〕

大學特別會計法案外二件特別委員

伯爵柳原義光君　大山綱昌君
男爵杉溪言長君　岡田良平君
男爵平野長祥君　三宅秀君
澤柳政太郎君　岡田文治君
岡本榮吉君

○議長（公爵德川家達君）　日程第十八及第十九は聯繫事件として束ねて問題に供し說明を煩はし、委員も同一委員に付託いたしたいと考へます、御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議ないと認めます。

○議長（公爵德川家達君）　第十八、小額紙幣發行繼續に關する法律案、第十九、貨幣法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

小額紙幣發行繼續に關する法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

小額紙幣發行繼續ニ關スル法律案

大正六年勅令第二百二號ニ依ル小額紙幣ハ當分ノ內之ヲ發行スルコトヲ得但シ二十錢及十錢ノ小額紙幣ハ損傷紙幣引換ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外大正十年四月一日以後之ヲ發行セス

貨幣法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

貨幣法中改正法律案

貨幣法中左ノ通改正ス

第三條中「十錢」ヲ削リ「五錢」ヲ「十錢、五錢」ニ改ム

第五條中「二十錢十錢」ヲ「二十錢」ニ改ム

第六條中「十錢銀貨幣　四分」ヲ「十錢白銅貨幣　一匁一」ニ「白銅貨幣　一匁一分四厘」ヲ「五錢白銅貨幣　七分」ニ改ム

第十條中「十錢ハ每片八毛一千枚每ニ四分」ヲ削ル

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來發行ノ十錢銀貨幣及五錢白銅貨幣ハ從前ノ通通用スヘシ

〔國務大臣男爵高橋是淸君演壇に登る〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君）　日程第十八小額紙幣發行繼續に關する法律案でございますが、小額紙幣は大正六年勅令第二百二號に依りまして、講和條約調印の日より一年を經過したる後は之を發行せざることになつて居りましたが、是が引換の爲め發行す

べき銀貨は其後銀の相場が昇騰いたしました結果、遂に其鎔潰し點を超ゆることになつて來まして、今日では其發行を見合はすの外なくなつたのであります、又銀の相場はまだ安定を致しませぬ、今日に於て直ちに銀貨の改正を企てることも早計のやうでございまする、依つて當分の間小額紙幣の發行を繼續いたして、さうして此補助貨幣に對しまする一般の需要に應じて行く必要を生じたのでございます、併し小額紙幣は一時臨機の處置として發行するものでございまして、事情の許す限りは速に是が發行を止むべきことは當然でございます、依つて今回新に十錢白銅貨を發行することゝ致しました、二十錢及十錢の小額紙幣は大正十年度以降は之を新規に發行いたしまする補助貨の供給上差支ない見込でございます、大正十年四月一日以後是等の小額紙幣は單に損傷紙幣引換の場合の外は之を發行せざることゝ致したいと考へるのでございます、日程第十九の貨幣法中改正法律案に付きまして簡單に申述べますが、我國の銀貨は大正七年四月に改正を致されましたが、其後引續いて銀の相場が暴騰いたしましてそれが爲に新銀貨の實價は遂に鎔潰點を超ゆることに立至りましたから、今重ねて此銀貨の改正を行はねばならぬやうなことになりましたけれども、銀の相場は尚ほ安定を缺いて居りまして、今日果してどの邊に落付くかと云ふことは測り知るべからざる狀態でございますから、今日銀貨全般に亘りまして改正を行はむとするは其時機にあらずと考へます、依つて今回は差當り十錢銀貨を廢止致しまして、其代りに新に十錢白銅貨を造ることゝ致して、之に伴ひまして五錢白銅貨を現行のものよりは少しく形を小さくすることに致したいと考へます、又從來白銅貨の法貨としての通用力は一圓まででございましたが、此度新に十錢白銅貨を造ることに致しますると一圓までは餘り低く過ぎるやうでありますから、白銅貨の通用力は之を五圓までと改めたいと考へるのであります御審議の上御贊同を希望致します。

○若槻禮次郎君　此小額紙幣の中で十錢二十錢と云ふものは非常に毀損をして居るのでありますが、あれは引換を政府に於ては御努めになる考はないのでありませうか、(破れて居るもの、汚れて居るものが非常なものゝやうに、今は思ふのである、日本銀行より引換へると云ふことは洵に難儀であらうと思ひますが、日本銀行とか國庫へ行つて引換へると云ふことは難儀のやうに思ひますが、何か郵便局などで出されるものは常に新いものに替へてやると云ふやうなことは出來ぬのでありますか、近頃郵便局などで御渡しになるのは最も損じて居る、困つて郵便局に持つて行くと郵便局は其儘に渡すから、汚れたものを一般の人に渡すやうにちよつと見えますが、もう少し便利にしてあの引替をする方法はないのでありますかと云ふことが一つ、今一つは今日では物價が騰貴して從前の五十錢の補助貨を要するやうな場合に一圓の紙幣が大變に便利であるのでありますが日本銀行の一圓の兌換券と云ふものは今少しく餘計に出されることには參らぬのでありますか、今日では一圓の兌換券を出した所が、それが爲に銀貨に引替に行く者は無論あるまいと思ひますから、一般の便利の爲に一圓の兌換券を今少し餘計に出されるやうになさるが宜くはないかと思ひまするが、此二つのことを伺ひます。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君)　唯今の御尋の小さな紙幣の引替に付きましては至極御尤もの御尋でありますが郵便局に引替元を置くと云ふやうな事が出來ますか左もなくとも一つ日本銀行と能く協議しまして代理店邊りで引換準備でも置きまして成るべく各地方に於て毀損したり或は汚れたる紙幣は引換へることの便利を付けることに研究を致します、それから一圓紙幣のことも是は從來は日本銀行と致しまして成るべく是は引揚げると云ふ方針を採りました、併し或る程度まで引揚げますと云ふと民間に於て不自由であると云ふ苦情が起ります、其苦情の起らぬ程度に於て發行を致して居るのであります、然るに今日民間の事情を見聞しますに、此小額紙幣の中で五十錢の紙幣が頗る便利として居る、それが出て居る所以でありますが、一圓紙幣の不足なんと云ふ訴は餘り耳にしないのであります、併し尚ほ其點も能く日本銀行と研究を致すことに致します。

○議長(公爵德川家達君)　特別委員の氏名を御報告に及びます。

〔岡書記官朗讀〕

小額紙幣發行繼續に關する法律案外一件特別委員

伯爵奧平昌恭君　子爵稻垣太祥君
子爵片桐貞央君　男爵毛利五郎君
男爵横山隆俊君　鮫島武之助君
大谷嘉兵衞君　高橋源次郎君
高橋隆一君

○議長(公爵德川家達君)　日程第二十、公有林野官行造林法案、政府提出、衆議院送付第一讀會。

公有林野官行造林法案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日

衆議院議長　大岡育造

貴族院議長德川家達殿

公有林野官行造林法

第一條　國ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ公共團體トノ契約ニ基キ收益ヲ分收スルノ條件ヲ以テ公有林野ニ造林ヲ爲スルコトヲ得

第二條　前條ノ規定ニ依ル造林ニ係ル樹木ハ國ト公共團體トノ共有トシ其ノ持分ハ收益分收ノ歩合ニ均シキモノトス

民法第二百五十六條ノ規定ハ前項ノ樹木ニ付之ヲ適用セス

第三條　國ハ第一條ノ規定ニ依リ造林ヲ爲ス公有林野ニ同條ノ契約ノ存續期間中地上權ヲ有ス

第四條　公共團體ハ第一條ノ規定ニ依リ造林ヲ爲ス公有林野又ハ第二條ノ規定ニ依ル持分ヲ處分スル場合ニ於テハ國ノ承認ヲ受クヘシ

第五條　第一條ノ規定ニ依リ造林ヲ爲ス公有林野ノ産物ニ關スル權利ニシテ國ニ屬スルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該公共團體ニ之ヲ讓與スルコトヲ得

〔國務大臣山本達雄君演壇に登る〕

○國務大臣(山本達雄君)　公有林野造林のことに付きましては、是迄政府に於きましていろ〳〵奬勵を致して居りますが、何分公共團體に於て資力の乏しいこと其他の關係に於きまして兎角はか〴〵しく事業が運ばぬのであります、それが爲に今日造林を必要と致しまする町歩が約八萬町歩程もあるのでございます、之を今日の成行に委せて置くと云ふことは如何にも森林經濟の上に於きまして、又水源の涵養などに於きましても捨置き難い狀態に陷つて居ります、それ故に此度此法を設けまして、政府は地方團體と契約を致しまして政府に於て官行造林の途を圖りまして、而してそれより[illegible]に於きましては將來政府と公共團體との間に[illegible]合に於て分つと云ふやうなことにしてさうして之を實行致したのであります、斯く相成りますれば將來に於て木材の供給を圖り又水源の涵養ともなつて誠に今日は必要なことゝ思ひます、次第でありますから何卒御承諾あらむことを望みます。

○江木千之君　ちよつと農商務大臣に伺ひたいのでありますが、是は隨分多年困つて居つた問題でありますで、是は至極良い解決法であらうと考へます、今は八萬町歩あると云ふ御話でありましたが、私共想像する所ではもつとあらうかと思ひますが、併ながら今御伺する必要はない、此八萬町歩が主もにどの地方に……どの府縣に在りますか、御分りになつて居りますならばちよつと承つて置きたいと思ひます

〔政府委員鶴見左吉雄君演壇に登る〕

○政府委員(鶴見左吉雄君)　公有林の面積は約五百七十萬町歩でございますのであります、其中で約二百萬町歩は造林を致すべき面積があるのでありますが其二百萬町歩は從來の經驗に依りまして管理區分を致しまする、約百萬町歩だけはどうしても此際造林を要すると云ふ事になるのであります、而て是まで御承知の通り治水費を以て補助を致しまして公有林の造林を圖つて居るのであります、是が今日までに既に十四萬町歩ばかり造林が出來ましたのでありますが、尚ほ此治水費の補助が將來繼續を致しまして初めの豫定計畫の四十九萬町歩の中、まだ三十五萬町歩が殘つて居るのでありまするから、それを引去りまして六十五萬町歩と云ふものが、將來どうしても造林をせなくちやならぬ公林の現狀であります其六十五萬町歩の中、半分だけを此際第一期計畫と致しまして政府の力で造林を致したいと云ふ計畫を致して居るのであります、此六十五萬町歩全部を造林いたしませぬのは今此法案に依つて三十三萬町歩の造林が出來ますれば地方の模範となり、收益の上がる狀況も分りまして、段々と民力を以て造林をすることが出來るであらうと云ふ考から致しまして、取敢へず此三十三萬町歩と云ふもの造林を致すことになつた次第であります、而して此面積は全國各地に跨つて居るのでありまして、是は何れ御參考に全國の分布狀況等は、刷物もございまするから差上げることに致しまするが、今回の造林は一地方に偏せ

ず、必要なる部分に亘りまして、全國に成るべく分配を致しまして、造林を致す考であります、どうぞ左樣御承知を願ひます。

○鈴木惣兵衞君　政府委員に伺ひますが、本案は昨年の豫算會の時に問題となつて、政府に於ても其意を容れられて本年御發案になつたことゝ存じます、大體に於ては大に歡迎するのであります、此國費を以て造林をする、さうして地方と其利を分ける、其邊の步合は實地に付て多少相違もありませうが、大體に於て政府はどの位の步合と云ふものは、略々御見込がありまするか如何でありますか。

「政府委員鶴見左吉雄君演壇に登る」

○政府委員(鶴見左吉雄君)　唯今の鈴木君の御質問の通り、昨年分科會に於きましていろ〳〵の御審議のあつた際に、我國の如き天然資源の極めて少ない地方に於きましては、出來るだけ我國に在る天然資源の利用開發をせなくちやならぬ、然るに山林は濫伐せられ鑛山は濫掘せられる、何とか適當なる方法を講じなければなるまいと云ふ御意見が澤山あつたやうでありまするで、其御意見の一部を容れまして此差措き難い公有林の造林を致すことが最も必要であらうと考へて、提案を致した次第であります、而して此分收の步合は勿論地方の狀態に依りまして決めなくちやならぬのであります、九州地方の如きは官の取る所の步合が多く民の步合が少なく、又東北地方の如きは之に反して民收の步合が多いと云ふやうな風に區々になつて居りますので是は一律に決める譯には參りませぬのであります、實際の事情に應じまして公共團體と能く協議を致しまして、契約を以て決める考で居ります、大體の見當は此豫算の立方に於きまして五分五分の見當を付けて居りますけれども、實際の適用をする場合は今申上げました通り能く事情を見まして、是までの慣習其他經濟狀況に鑑みまして、適當なる步合の決定を致したい考で居ります

○議長(公爵德川家達君)　特別委員の氏名を御報告に及びます。

〔岡書記官朗讀〕

公有林野官行造林法案特別委員

伯爵吉井幸藏君　子爵松平直平君
子爵戶澤正己君　仲小路廉君
男爵斯波忠三郞君　男爵坪井九八郞君
男爵黑川幹太郞君　高橋琢也君
富永猿雄君

○議長(公爵德川家達君)　日程第二十一、朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日　衆議院議長　大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中左ノ通改正ス

第二條中「七十一萬圓」ヲ「九十六萬圓」ニ改ム

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○政府委員(男爵齋藤實君)　朝鮮醫院及濟生院の經濟は、物價騰貴並に俸給增額の爲に、昨年度に比較いたしまして、歲入歲出共に四十八萬圓餘の增額となりました、其內二十三萬餘圓は醫院の收入其他に依りまして支辨いたしまするけれども、殘額二十四萬圓餘は茲に御協贊を得て政府の支出を仰ぐ次第でございます、御審査の上御協贊あらむことを望みます。

○議長(公爵德川家達君)　特別委員の氏名を御報告に及びます。

〔岡書記官朗讀〕

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案特別委員

子爵西大路吉光君　子爵池田政時君
子爵蒔田廣城君　子爵竹屋春光君
山縣伊三郞君　北里柴三郞君
男爵阪井重季君　男爵永山盛興君
野々村久次郞君

○議長(公爵德川家達君)　御異議がなければ日程第二十二、第二十三の法案は束ねて說明を煩はします

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　日程第二十二、大正五年法律第四號中改正法律案、第二十三、大正四年法律第十六號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

大正五年法律第四號中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日　衆議院議長　大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

大正五年法律第四號中左ノ通改正ス

「三億二千萬圓以內」ヲ「四億七千萬圓以內」ニ定ム

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

參　照

大正五年法律第四號

大正三年臨時事件ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ特別會計ニ屬スル資金ヲ繰替使用シ、借入金ヲ爲シ又ハ公債ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ借入金及公債ノ額ハ通シテ三億二千萬圓以內トス

本法ニ依ル特別會計資金ノ繰替、借入金又ハ公債ヲ整理償還スル爲必要アル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ借入金ヲ爲シ又ハ公債ヲ發行スルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正四年法律第十六號中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十七日　衆議院議長　大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

大正四年法律第十六號中改正法律案

大正四年法律第十六號中左ノ通改正ス

「五千四百萬圓」ヲ「九千六百萬圓」ニ改ム

參　照

大正四年法律第十六號

大正三年臨時事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲政府ハ額面五千四百萬圓ヲ限リ五分利付公債ヲ發行スルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣男爵高橋是淸君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是淸君)　日程第二十二、大正五年法律第四號中改正法律案に付きまして簡單に說明を致します、本法は大正三年臨時事件費支辨の爲政府に於て特別會計に屬する資金の繰替費用及借入金を爲し又は公債の發行することを得る規定でありまして、其中公債及借入金の總額は三億二千萬圓と制限してございます、此制限額は歲出豫算に伴ひまして增加し來りましたるものであります、現行規定の三億二千萬圓は大正八年三月迄の所要額を標準と致して居るのでございます、然るに御審議中の大正九年度內所要の臨時軍事費豫算追加案に於きまして一億四千八百餘萬圓の財源を公債又は借入金に依る計畫でございまするから、更に前途の制限額を增加する必要がございます、或は未だ是れは御審議中になつて居らぬかも知れませぬ、依つて一億四千八百餘萬圓を繰上げまして一億五千萬圓を增加することゝ致しまして、現行規定の三億二千萬圓とありまするのを四億七千萬圓と改める爲に、茲に本法案を提出いたしましたる次第でございます、又日程第二十三の大正四年法律第十六號中改正法律案は、是れは大正三年臨時事件に關し功勞ありたる者に對しまして一時賜金として交付する公債の制限に關する規定でございます、其の公債發行額の制限額は五千四百餘萬圓となつて居ります、是れは靑島の戰役及大正三年に亘る戰役に從事いたして、功勞ありたる者に對する賞賜及其後の戰役に從事して昨年歸鄕いたしましたる陸海軍將卒に對する賞賜を見積りまして定められて居るのであります、然るに旣に講和も成立いたしまして、此の戰後も一段落を告げましたに際しまして、從前行賞の範圍內に見積りました以外の將卒、並に講和條約の締結に功勞ありたる者に對して、行賞の必要がございますので、是等の功勞者に賞賜すべき公債額の見積は大約四千二百萬圓を要しまするが故に、現在の制限額に、更に右の金額を增加いたして公債發行制限額九千六百萬圓と致す爲めに、此の法律案を提出いたしました次第でございます、兩案とも御審議の上御協贊あらむことを切に希望いたします

○議長(公爵德川家達君)　御異議がなければ、此兩案の特別委員は公債金特別會計法案外九件の特別委員と、同一委員に致します

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　日程第二十四、軍人恩給

增額に關する請願、會議

意見書案

軍人恩給增額に關する件

京都府紀伊郡伏見町陸軍騎兵特務曹長竹田清四郎外百一名呈出
兵庫縣津名郡洲本町士族陸軍步兵中佐魚角象三外五名呈出
佐賀縣小城郡小城町平民陸軍步兵少佐岡孫六外九十七名呈出
神奈川縣橫須賀市深田海軍少將長井群吉外百六十五名呈出
福岡縣浮羽郡江南村平民陸軍輜重兵中佐原脯郎外百七十三名呈出（二通）
東京府北豐島郡西巢鴨町平民陸軍步兵中佐笠羽榮吉外十七名呈出
山口縣都濃郡德山町士族陸軍步兵大佐小林師現外二十六名呈出
東京市四谷區南町士族陸軍少將大鈴弘武外八十名呈出（二通）
高知縣土佐郡小高坂村士族陸軍步兵中佐川口清俊外三十九名呈出
愛媛縣松山市大字新町平民後備役陸軍步兵大尉村上福次郎外六十七名呈出（二通）
福井縣今立郡國高村平民陸軍步兵中佐廣瀨龍吉外九十六名呈出（三通）
靜岡縣磐田郡中泉町士族退役陸軍步兵大佐片倉千萬太外十名呈出
東京府豐多摩郡千駄ヶ谷町平民商荒井末吉外百六名呈出
三重縣多氣郡五ヶ谷村平民農高山傳七外十二名呈出（二通）
東京府豐多摩郡中野町陸軍步兵少佐野崎隆明外二十五名呈出
岩手縣盛岡市下小路陸軍步兵少佐笹間政吉外三十八名呈出
埼玉縣北足立郡浦和町陸軍步兵大佐吉野有武外十六名呈出
福岡縣福岡市大字下警固海軍機關大佐石田常次郎外三十八名呈出
東京府荏原郡目黑村豫備役海軍造兵中將澤鑑之丞外五十一名呈出
群馬縣高崎市宮元町平民醫師平野四郎外三十七名呈出
岐阜縣大垣市大字高屋村會社員松水讓吉外十一名呈出（二通）
滋賀縣大津市上京町平民佐倉政次郎外百五名呈出
靜岡縣富士郡吉永村平民會社員高橋治作外六十五名呈出
神奈川縣橫濱市根岸町平民會社員水上吉太郎外三十三名呈出（二通）
愛知縣名古屋市南區熱田東町士族無職業岩本續外三十九名呈出
香川縣綾歌郡端岡村平民農松岡佐市郎外二百二名呈出
東京府北豐島郡高田村平民福島德寧外十九名呈出（五通）
東京市神田區駿河臺南甲賀町士族後備役陸軍步兵少佐川瀨文二外百二十一名呈出
熊本縣下益城郡年禰村平民農船原廣外百三名呈出（三通）
兵庫縣神戶市松本通五丁目士族陸軍步兵大尉西島午次外六十名呈出
山形縣南村山郡上山町鶴脛町平民無職業佐藤祐次外六十三名呈出
大分縣大分市大字三芳平民農清水安太郎外三十五名呈出（二通）
青森縣弘前市大字在府町豫備役陸軍步兵中佐田山富獅外百十二名呈出
鹿兒島縣始良郡加治木町士族官吏曾木豐二外三百九名呈出
愛知縣名古屋市中區東瓦町士族無職業岡田昭義外三十七名呈出（二通）
福井縣福井市寶永下町士族無職業小幡環外四十七名呈出
秋田縣秋田市保戶野八丁新町平民無職業川井貞治外九十二名呈出（三通）
東京市芝區柴井町平民笹尾精行外百三名呈出（四通）
東京市芝區宮本町士族醫師德永三郎外七十名呈出（三通）
千葉縣安房郡北條町平民無職業西尾斜夫外二十七名呈出
京都市上京區下鴨松の木町士族無職業佐野勝次郎外百二十二名呈出
京都市下京區七條通新町士族下條津會外三十二名呈出
千葉縣東葛飾郡中山村平民無職業飛松寬吾外十一名呈出
東京市麻布區材木町陸軍三等軍醫正高橋春庭外十二名呈出
和歌山縣伊都郡妙寺町平民農齋藤竹松外二百六十六名呈出（二通）

右の請願は我國の軍人恩給受領者は近時物價暴騰の爲非常なる窮境に陷りたり斯の如きは士氣の振興上甚遺憾なるを以て速に軍人恩給法を改正し相當に之を增額し且焦眉の急を救はむか爲現役軍人の臨時手當に準し相當の手當を給與せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正九年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

〔侯爵蜂須賀正韶君演壇に登る〕

○侯爵蜂須賀正韶君　此請願に付きまして委員會の會議の狀況を御報告いたします、此請願に付きましては、委員一同多大の同情を以て熱心に審議せられまして、全會一致院議に付すべしと決定いたしました、委員一同此恩給を增加することに付きましては現時の物價騰貴に付て極度に受恩給者が生活を脅威せらるゝに鑑み、且つ軍人の士氣を振興せしむる上に於ても、必要であると云ふことを認めまして、どうぞ政府委員に於ても、特に本請願の趣旨を十分御考慮あるやうに願ひたい、斯う云ふ意思を發表せられましたことでございます、特に御報告いたします

○議長（公爵德川家達君）　本請願を採擇すべしとする諸君の起立を請ひます。

起立者　多數

○議長（公爵德川家達君）　過半數と認めます。

○議長（公爵德川家達君）　日程第二十五、名譽進級軍人に現官等相當の恩給を給與する請願、會議。

意見書案

名譽進級軍人に現官等相當の恩給を給與する件

兵庫縣津名郡洲本町士族陸軍步兵中佐魚角象三外二名呈出
東京四谷區[illegible]町平民陸軍少將[illegible]外十名呈出
福井縣福井市手寄上町士族[illegible]陸軍步兵中佐[illegible]外一名呈出（二通）
愛媛縣松山市新玉町士族[illegible]兵大佐[illegible]山淺二郎外五名呈出
京都市上京區下鴨松の木町士族陸軍少將佐藤[illegible]次郎外十二名呈出
神奈川縣橫濱市根岸町士族會社員島村保四郎外一名呈出
群馬縣高崎市相生町平民無職業橋七三郎外三名呈出
三重縣津市一番町陸軍步兵中佐勝田丑五郎外八名呈出
愛知縣名古屋市西區南鷹匠町士族無職業箕形初太郎外九名呈出
東京府北豐島郡高田村陸軍少將水島正道外七名呈出
東京市牛込區矢來町豫備役陸軍砲兵大佐關川湖平外十八名呈出
千葉縣安房郡北條村士族無職業山本政元外一名呈出

右の請願は軍人恩給法は數度の改正を經て始ど公平を得たるものも尙明治二十三年勅令二第十四號に依り特に官等を進められたる者にして其官等に相當する恩給を得さる文官退職の場合若は近來陸軍軍人の現役を去る場合に於て優遇の方法を採らるゝに比し權衡を失するを以て名譽進級の軍人にも現官等相當の恩給を給與せられたしとの旨趣にして貴族院は願意の大體は採擇すへきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

大正九年　月　日

貴族院議長公爵德川家達

內閣總理大臣原敬殿

○議長（公爵德川家達君）　此請願も請願委員長の報告通りで御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（公爵德川家達君）　御異議なしと認めます、本日は
次の議事日程は決定次第御通知に及びます、
是にて散會。

午前十一時五十七分散會

○大正九年二月二十四日(火曜日)

午前十時九分開議

議事日程　第十八號

第一　男爵村木雅美君、兒玉利國君請暇の件

第二　大正八年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)審査期限を定むるの件

第三　大正八年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第一號)審査期限を定むるの件

第四　豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件(追第一號)審査期限を定むるの件

第五　大正八年法律第九號中改正法律案(政府提出 衆議院送付)　第一讀會

第六　會計士法案(衆議院提出)　第一讀會

第七　未成年者飮酒禁止法案(衆議院提出)　第一讀會

○議長(公爵德川家達君)　是より諸般の報告を致させます。

〔成瀨書記官朗讀〕

去る二十一日請願委員長より分科擔當委員を左の如く決定せる旨報告書を提出せり

第二分科　伯爵勸修寺經雄君

同日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

函館控訴院の移轉に關する法律案外一件特別委員會

委員長　伯爵大木遠吉君

副委員長　山脇玄君

同日內閣總理大臣より左の通政府委員仰付けられたる旨の通牒を受領せり

大藏省所管事務政府委員

主計局書記官　河本文一君

同日衆議院より左の政府提出案を受領せり

大正八年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)

大正八年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第一號)

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件(追第一號)

同日衆議院より左の法律案を提出せり

未成年者飮酒禁止法案

同日衆議院より本院の送付に係る左の政府提出案は本院の議決に同意し奏上せる旨の通牒を受領せり

平和條約の實施に伴ふ流通證劵及工業所有權に關する法律案

同日本院に於て採擇すへきものと議決したる軍人恩給增額に關する請願外一件の請願は各意見書を附し即日之を政府に送付せり

昨二十三日特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

大學特別會計法案外一件特別委員會

委員長　伯爵柳原義光君

副委員長　岡田良平君

本日第五部に於て請願委員男爵村木雅美君の補闕選擧を行ひしに其の結果富永猿雄君當選せり

○議長(公爵德川家達君)　是より本日の會議を開きます、一昨二十二日伊丹男爵病氣に付決算委員辭任の旨を申出でられました、許可を致して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、第三部に於いて其の補闕選擧を行はれむことを望みます。

○議長(公爵德川家達君)　議事日程第一、男爵村木雅美君、兒玉利國君請暇の件、村木男爵病氣に付き十八日間、兒玉君病氣に付き十六日間の請暇でございます、何れも許可を致して御異存ございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長(公爵德川家達君)　日程第二より第四までは束ねて問題に供して御異存ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　又本日も通牒文の朗讀は省略いたしたく存じます、御異議はございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます。

○議長　公爵德川家達君)　第二、大正八年度歲入歲出總豫算追加案第一號、第三、大正八年度各特別會計歲入歲出豫算追加案特第一號、第四、豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件追第一號、審査期限を定むるの件

〔左の送付文は朗讀を經さるも參照のため茲に載錄す以下之に倣ふ〕

(第一號)大正八年度歲入歲出總豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月二十一日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

(特第一號)大正八年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月二十一日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

(追第一號)豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

右本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月二十一日

衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

〔國務大臣男爵高橋是淸君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是淸君)　茲に提出いたしましたる大正八年度總豫算追加案第一號に付き大略說明を致します、本追加豫算の總額は歲入歲出各々八千三百餘萬圓でございまして、歲出經常部は千四百餘萬圓、臨時部は六千九百六十四萬圓であります、歲出の中金額の比較的多額なる事項を擧げますれば、經常部に於て內務省所管警察費連帶支辨金、大藏省所管諸拂戾金、陸軍省所管糧秣費、司法省所管在監人費等の追加でございまして、臨時部に於ては新に朝鮮總督府經費補充金を計上いたしたる外、朝鮮師團營繕及初度調辨費、軍艦製造費、水陸設備費等の追加を計上いたしました、其他本追加豫算中、特殊の事項と認むべきものを擧げますれば、國際聯盟事務局の設置に伴ひまして、是が費用の分擔を計上いたし、尙ほ流行性感冐豫防並に治療の爲め必要なる金額を計上いたしました、又大正三年臨時事件豫備費は既に拂切りとなりましたが、臨時事件費支辨の計費にして、尙ほ本年度末までに要するものがありますので、之を二千八百萬圓と見積り計上いたしました、其內容は大體既定の事項に對する不足額でございます、右に對する財源として穀價調節の爲め買入れたる外米等の拂下に係る收入見積三千六十餘萬圓、戰時利得稅の收入增加見積額千六百十萬餘圓を充當いたしまして、尙ほ不足額三千六百九十餘萬圓は前年度剩餘金繰入を以て是が財源に充てる計畫であります、以上の歲出は何れも必要已むを得ざるものに屬しまして、其中には官吏以下臨時手當、又は兩院議案類の印刷費等極めて至急を要するものもございます、各特別會計追加豫算又同樣の事情でございまするが故に、中には今日支拂の差迫つて居るものもございまするから何卒御審議の上速に御協贊あらむことを希望いたします。

〔江木翼君演壇に登る〕

○江木翼君　私は大正八年度の追加豫算に關聯を致しまして二三質問を試みたいと思ひます、極めて簡單な質問でございまするが、事項が多少多岐に亘つて居りまするで、登壇を致しまして趣意を說明いたしたいと思ふのです、第一に是は極めて簡單なことでございまするが、歲入の方に穀價調節の爲に買入れたる外國米の拂下の收入見込額と云ふものが三千萬圓餘と云ふものが積つてあるのでございます、米價の調節に對して現內閣が頗る苦心せられまして、外國米の買入等を實行されまして、それが爲に巨額の責任支出をせられて居るのである、確か其金額は八九千萬圓に上つたかと思ふのでありますが、斯の如き巨額の責任支出と云ふものは未だ嘗つて見ない位ではないかと思ひます、其責任支出の所謂責任解除と云ふものは、未だ當議場に濟んで居らないやうに私は記憶いたして居るのでありますが、所謂支出に付ての責任が未だ解除されて居らないにも拘らず其外國米を賣拂つた收入見込額を直ちに此歲出に充てる爲に歲入に計上せられたと云ふことは、頗る豫算編成の上の異例ではないかと云ふ感じを起したのでございます、或は本期議會の中に、更に此責任支出に對する承認案を御提出になると云ふことでありますれば、事の前後はありまするが、或は已むを得ぬかと思ひますが、未だ其案を見ないのに、茲に收入見込額と云ふものを歲入に計上されると云ふことは甚しく當を得ないやうに考へるのでありまするか此點に對する政府の御所見は如何なものであるか、是が第一點でございます、第二點、此點は特に私は重要の問題であると思ひまするが故に、政府に於て極めて明確なる御答辯を得たいと思ふのであります本追加豫算を按じまするのに、歲入歲出合計各々八

千三百萬圓內外になつて居るのである、此八千三百萬圓の中で七千萬圓、殆ど七八割に當りまする所の七千萬圓と云ふものは物價騰貴に因る所の豫算である、昨年の豫算に於きましても、即ち四十一議會に於きましても、大正八年度の豫算に對して隨分追加豫算が提出されたのである、大正八年の既定の繼續費などに對しましては、特に多額の追加豫算と云ふものが計上せられ、而かもそれが多く物價騰貴に伴ふ所の追加であつたと云ふことも諸君の御記憶に存する所であらうと存じます、然るに茲に又七千萬圓と云ふ追加が出た、偖此七千萬圓の中で、私は微細に渉りまして一々勘定をして見た譯ではありませぬが、一二の事例を以て之を見ますると、如何にも大正九年度の豫算に對しまする心配を禁ずることの出來ないものが出來て來るのである、それは如何なる事項であるかと申しまするど、多分各項に亘つて斯の如き事例があらうと思ひますが、例へて申しますると、陸軍の糧秣費、陸軍の糧秣費が本追加豫算に五百三十五萬圓と云ふものを計上してあります、此糧秣費の米でありますが、此米は本追加豫算は幾らの單價に依つて計上されてあるかと云ふことを調べて見ますと、近來米の價が騰貴いたしましたのは十分酌量されまして、內地に於ては精米五十八圓と云ふ價格で計上されて居る、即ち略々一月頃に豫算を計上されました其當時の時價に依つて豫算が計上されてあるのであります、是は私は尤ものことである、決して此五十八圓が高しと言ふことは出來ぬであらうと思ひます、然るに此豫算は大正八年度の追加豫算である、大正九年度の總豫算は幾らに積つてあるか、目下豫算總會に於て盛んに審議中であります、殊に此物價騰貴の問題に付て御審議中になつて居ります所の大正九年度の總豫算の單價、此糧秣費の單價と云ふものは幾らに積つてあるかと云ふことを尋ねて見ますると、米に付ては一石僅に四十五圓にしか積つてない、一石僅に四十五圓、是は恐らくは大正八年の九月頃の單價、或は前三箇年の平均に、更に多少の酌量を加へられまして此四十五圓と云ふものゝ單價を御積りになつたものと思ひまするが、其四十五圓で御積りになりました所の單價と云ふものは、今日僅に總豫算の編成後三箇月か四箇月しか經たない中に五十八圓、一石に付て十三圓からの差と云ふものが付いて居るのである、若し物價が今日の儘で大正九年の四月一日以後ずつと進んで行くものと致しますれば、四十五圓の單價即ち四十五圓の單價を基礎にして計上いたしましたる六千二百萬圓內外の衣糧費、糧秣費、其中の最も大なる部分を占めて居る所の糧秣費は經理の出來る譯は斷じてないと私は思ふのである、如何に大藏大臣が鯱鉾立ちをなすつても此事は出來ないと思ふ、五十八圓すべき所の時價であるのに四十五圓の單價に積つてある、極めて明瞭なることではないかと思ふのであります、是は此糧秣費に關する一の例である、それから又もう一つの例を引いて見ますると軍艦製造費、大正八年の事を先づ申しますると、大正八年の軍艦製造費の既定額と云ふものは、私の記憶いたして居る所に依りますれば一億圓內外であつたと思ふ、此一億圓內外の軍艦製造費と云ふものは何時の時價を標準にして決めたものであるかと申しますと、私は能く記憶いたして居りますが、是は大正三年の時價である大正三年の時價でありますから、昨年無論此一億圓內外を以て既定の事業と云ふものを遂行することの出來ないのは當然のことでありますが故に昨年の議會に於きましては確か五千三百萬圓の追加豫算と云ふものが物價騰貴に伴ふものとして計上されたのである一億圓に對して五千三百萬圓、五割以上の追加が出たのである、それでも尙ほ足らずして、昨年の追加豫算を以て尙ほ足れりとせずして唯今提出になつて居ります所の追加豫算に三千六百萬圓と云ふものの追加要求が出て居るのである是は軍艦製造費だけであります、大正八年に對する軍艦製造費の追加と云ふものは四十一議會に提出になりましたものと今回提出になりましたものを合せますれば約九千三四百萬圓九千萬圓內外のものとなるだらうと思ひます其基本額に較べまするど實に九割以上の增加になつて居るのである今日物價の指數が三百九十四と云ふ物價の指數を示して居る時に於きまして、九割內外の增加は決して大なる增加ではない、私は寧ろ其低きを憾む位に思ふのであります、能く是で事業の遂行が出來る位であると思ふのであります、兎に角斯の如き追加になつて居るのである、然らば更に轉じて大正九年度の計畫を見るとどうであるかと申しますると、既定及新規に計上されました費用を合せまして、軍艦製造費に於きまして一億八千五百萬圓と云ふものになつて居る、此中で一億五百萬圓と云ふものは所謂既定の繼續費である、即ち大正三年頃の單位に依つて出來た所のものが一億五百萬圓大正八年度と稍々同じことになつて居るのである、其一億五百萬圓と云ふ所の既定の繼續費の年割額に對しまする所の物價騰貴に伴ふ所の追加と云ふものは幾らになつて居るかと見ますると七千百萬圓である、大正八年現に我々が茲に協贊せむとする所の軍艦製造費の追加と云ふものは四十一議會に提出されましたものと、今度提出されましたものと合せて九千三四百萬圓に上つて居るにも拘らず、同じ米である約一億內外の同じ米である所のものに對して七千百萬圓と云ふものでありますれば茲に二千萬圓以上のものが不足を生ずる譯である、今日の時價に依りますれば必ず私は不足しなければどうしても辻褄が合はぬと思ふのである、大正八年度の一億內外の豫算に對しては九千二三百萬圓である、大正九年度の一億五百萬圓に對しては七千百萬圓で宜いと云ふ理窟はどうしても立たぬと思ふのである、斯う考へて見ますると大正九年度の豫算其ものに對して現に御審議中でありまする大正九年度の豫算に對して既に豫算編成後二三箇月經つて今數へて居るやうに既に不足を生じて居るやうに思ふのである、到底此儘には遂行されないやうに私は信ずるのでありますが政府は寧ろ進んで糧秣費の如き、或は軍艦製造費に對しては現に出て居る所の總豫算に對して御追加をなさるのが適當ではないかと思ふのである、政府は其意はないのであるか、どうであるか若し唯今追加をなさらない何れ年度末になつて足らない分は追加豫算で出すのであると云ふ御趣意であるとしまするならば次の議會即ち四十三議會に於て更に莫大なる所の追加要求をなさると云ふ御趣意であると斯う推定されるので有ますが、果して左樣に心得て宜いのでありますか、それは海軍だけでも二千萬圓以上も追加をしなければならぬ、又糧秣費の如きも唯今茲に計上されて居るものから推定いたしますれば、私は少くとも千四五百萬圓の不足は生じて來るものではないかと思ひまするが、斯く勘定いたして見まするど、來年の議會、來るべき議會に於て追加豫算として大正九年度の不足を補はるる豫算と云ふものは少くとも一億から二億の追加豫算案が出るものではないかと、斯う想像されるのであります、其總額は兎も角もと致しまして、豫算の不足と云ふものは御要求になるものと推定せざるを得ないのでありますが、果して此議會に御提出がなければ、次の議會に御提出になると斯う心得て然るべきものであるか、此點を第二に承りたいのであります、第三に承りたいと思ひますのは朝鮮の特別會計に對しまして餘り多からざる金額ではござりまするが、一般會計より繰入をせらるる百萬圓の繰入をせらるる、唯今大藏大臣より御説明がありました、昨年私は豫算委員と致しまして大藏大臣に朝鮮の特別會計が獨立すると云ふ方針になつて居ると云ふことに付て御所見を伺つたのでありまして、大藏大臣は當時朝鮮の會計は獨立したと云ふことを以て大なる誇とせられて居つたやうでありまして、當時私は然るべからざる所以をも多少指摘したのでありまするが、それ等に付ては申す必要はないのであります、併ながら特別會計に對する繰入の如きと云ふものは限りなく濫りにすべきものでないと云ふことは申すまでもないことであらうと思ふ、苟も一個の獨立の會計を立つて居る、さうして其固有の歳入を以つて歳出に充てると云ふ主義を執りまする以上は足りないからと言つて幾らでも一般會計から注ぎ込むと云ふことは愼まなければならぬことであらうと思ふのであります、本年の總豫算に提出になりました一千萬圓と云ふものに對しては固より已むを得ぬ事柄であらうと思ひますが茲に更に百萬圓の繰入をなさると云ふことに付きましては私は如何にも理由が薄弱ではないかと云ふ事を考へたのであります、それは朝鮮の此特別會計の方の歳入を見ますると三百七十五萬圓と云ふものは關税の收入と致しまして歳入の方に繰入れてあるのである關税の收入の現計を見ますると云ふと、大正八年の十二月末の現計に於て九百七十五萬圓と云ふものになつて居りまして、豫算に對しまして三百七十五萬圓と云ふものは大正八年の十二月までに既に增收の見込が確實になつて居る、其增收の見込が確實になつて居るものを、茲に豫算に計上せられたと云ふ事は誠に當然な事でありますが併ながら豫算と云ふものは必ずしも確實なる財源ばかりを當てにするものでない苟も大體其の收入の見込みが立つて居るものでありますれば、無論豫算に計上して差支ない筈のものである、斯の如く十二月までに增收と云ふものが見込みが立つて之れを御入れになりまする以上は大正九年の一月二月三月、之れに亘りまする所の關

税の收入と云ふものは明かにあるものでありまするから、是は私は御見込みになつて差支ない費目であると思ふのであります、此の日をば御入れにならずに十二月までに御止めになつて、さうして一月二月三月分は少くとも二百萬圓内外のものはあらうと思ひますが、之れを御見込みになりますれば、必ずしも玆に一般會計より繰入れをなさる必要はないやうに思ふのであります、何が故に當然見込み得らるる所の關税の增收をば御見込みにならずして一般會計より補充金を御支出になるか此事柄を第三に伺ひたいと思ふのであります、第四に極めて微細な事柄ではございますが、追加豫算をあちこちと微細に調べて見たことがありますが、此の費目がないのでありますので、如何にして居らるるのであるか、此の點を承りたいと思つたのであります、次に承りたいと思ひますのに、此以外にも必ずや追加豫算を御提出になることであらうかと想像するのであるが、果してそうであるかどうであるか、若し御提出になると致しますれば、其中に第二回勞働會議、第二回の勞働會議と申しますのは、先般華盛頓に於て第一回の勞働會議に、今回の平和條約の第十三編に規定されました所の勞働規約に伴ひまして開かれた所の第一回の會議が開かれたのでございまするが、其第二回が來る六月の十五日に伊太利の「ゼノア」に於て開會すると云ふことに勞働參事會に於て決定されたやうであります、而かも先月の二十六日に決定されて居りますから、豫算を編成せらるるに間に合はない譯は無からうと思ひますが、政府は果して第二回の會議には委員をも派遣せられぬと云ふ御趣意で何等豫算に計上を爲さらないのであるか、若し果してさうであると致しまするに、私は平和條約十三編に加盟された帝國政府の立場として甚だ不思議に堪へない必ずや委員を派遣されるに違ひない、一體委員を派遣せられるに付きまして、如何なる御用意があるか此所に遞信大臣も御出席のやうでありますが、今回の會議は海員だけの會議である、先般一般の勞働者の會議に付きましては頗る紛擾を重ねたものである是れは我々の記憶に新たなる所でありますが、又もや斯の如き紛擾を重ねはすまいか、海員の方の組織を見ますると、一般勞働者よりは多少組織の方が完全になつて居りますと云ふものの、なか〳〵面倒な問題が起るだらうと思ふのである、而かも六月十五日と申しますれば間もないことである、是等の委員は必ずや二箇月内外前には日本を發しなければならぬ、遲くも四月の初頃には日本を發して伊太利に向つて、而して多少會議に出席する餘裕が無ければならぬと思ひますが、何等御準備が無いものの如く、現に此豫算に此會議の費用と云ふものは少しも計上してはない、と云ふやうな有様でありますが、政府は如何なる準備を持つて居られるものであるかと云ふことを第四に承りたい、それから此所に御出席でありませぬければ必しも即座に御説明を要求すると云ふ次第ではございませぬが、簡單な事柄でございまするで豫算委員會等に於て附加へて御説明を要求いたして置きたいと思ふ、外務當局に承りますが、近頃外務省より發行せられまする所の刊行物に三國同盟に關しまする記事が有つたと云ふことに聞いて居るのであります、此記事の新聞等に記載されることが禁止になつたと云ふことも亦仄かに承つて居るのであります、是は如何なる事由に依つて此の如き禁止をされたのであるか、若し三國同盟の成文と云ふものがあり、或は之れに關する記事が祕密を要するものである、それが故に是が新聞等に轉載されることを禁止されたものと致しまするならば、外務省の刊行物に此の如きものが掲載せられると云ふことは、我締盟國に對しまして甚しき外交機關の信を失すると云ふことになりはしまいかと云ふことを、私は頗る心配するのであります、如何なる理由に依つて此の如き禁止の命令が出て居るかと云ふことを承りたいと思ふ、是は必ずしも今日此席で承らないでも宜しいのでございます、要しまするに以上の數點に對しまして、殊に第二點此物價騰貴に關しまする處の追加豫算の問題に對しましては、大藏大臣より滿足なる明確なる御答を得たいと思ふ。

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君)　唯今江木君の御質疑の第一は追加豫算の內、歳入の見込額として國家が三千萬圓以上見込んで居る、然るに政府が外國米を買入れる爲めに臨時の支出を增額し、而して其の支出に對して未だ責任解除をも得ないのに、賣つた米の代金を歳入に積ると云ふのはどう云ふことか、それとも後から此議會に其の責任解除の案を出すのであるか、斯う云ふことである、是は御承知の通り現行の習慣、慣例に依りますと次の議會に此の責任支出の案は出るやうになつて居ります、今回提出いたしまする會計法の改正案が通過いたしますれば、改正案に依りますと丁度御希望の如く此議會に出るやうなことになるのであります、今日では此議會に於て出ない、而して兎に角賣つた米の代金の這入ると云ふことは事實であります、這入つたのも事實である、事實であるが故に矢張り之を歳入に立てたのでありまして、之に依つて責任支出の解除を得たとは政府は心得ないのであります、第二には物價に關することでありますが、其中主たるものとして擧げられたる例は、陸軍の糧秣費と海軍の軍艦の製造費であります、是は何ぞ此度に限つた譯ではない、從來此の糧秣費の積り方は大概三箇年平均を取つて積つてありまして、不足なる場合には時々是れは矢張り追加豫算で補充科目費途となつて協賛を仰いで、もし一石四十五圓と九年度は積つて居りますが、是は如何になりますか、將來の米價は高くなるか、安くなるかと云ふことは、はつきり言へることではないのであります、又軍艦製造費の如きは先きの議會に於て、總豫算に於て八年度に多少物價騰貴を見込んで御協賛を經て居るので、尚ほ其の時にも若し是れで不足をしたる場合には追加豫算を以つて請求すると云ふことは當局から述べてある、それで既に物價の變動に依つて豫算に不足を來たす以上は、追加豫算を出さねばならぬのであります、九年度の豫算に付ては現在の物價を標準とすれば不足を生ずることはきまり切つて居るからして、此議會に九年度の追加豫算を出すかと云ふ御尋ねでありますが、政府に於ては此際追加豫算を出すと云ふ考はないのであります、今後一年有餘の間物價がどう變動いたしますか相當に物價騰貴を九年度の豫算には見込んで即ち編成の當時に於ては是ならば先づ十分であると云ふ考へを以つて物價騰貴をそれ〳〵見込んであるのでさうして年度末に至つて不足を告げると云ふ事になれば、矢張り是れは今日同様追加豫算を出すと云ふ必要が生ずるのであります、併し此議會に今後一年有餘を見越して追加豫算を出すと云ふことは致しませぬ、それから朝鮮の特別會計に付て、關税の收入に付て色々ありましたが、是は大藏省としましても此の關税收入は即ち年度一ぱいの收入と云ふことに了解して積つてあるのであります、是れは朝鮮總督府の總督若くは其の政府委員より説明を申上げた方が宜からうと思ひます、それから第四は今の外務省のことであります、一二三だけは是れで御答へをしました。

〔國務大臣野田卯太郎君演壇に登る〕

○國務大臣(野田卯太郎君)　江木君に御答へしますが、此の度「ゼネバ」に開く船員の會議には出す積りであります、是れは遞信省としましては約二週間ばかり前に照會を受けました、今準備中でありますが、此の主管は外務省でありまして、豫算の如きは外務省の方より要求するのであらうと思ひますが、尤も私の方が根源になるのであります、今準備中でありまして、未だ豫算の請求をする運びに參つて居りませぬ、議會中には必ず追加豫算として提出するであらうと思ひます。

○江木翼君　唯今大藏大臣の御説明に依りまして物價が騰貴して到底此の九年度の豫算ではやり切れないに於て、更に追加豫算で要求する、追加豫算を出すだらうと云ふことは略々推定が出來ますが、併ながら目の前にもう既に見えて居る、現に此の追加豫算を……八年度の追加豫算を要求されるに當りまして、米は一石五十八圓と云ふ基準に依つて要求されて居るので、是が非常に下つて一石十三圓も下つて四十五圓と云ふことになれば、陸軍の糧秣費と云ふものは漸く經理が出來るのでありますがそれが、甚だしく下らぬ、現に目の前の狀況で見ますれば下る傾向が見えないのであります、下らぬと云ふことは略々明白に分る、前三箇年の平均に依つて多少推定して組んだと言はれますが、私の調べました所に依りますれば、前三箇年の平均に對して更に十二圓を加へてさうして、四十五圓と云ふものにして豫算を組んで居られる、其の豫算は二三箇月の中に既に到底實行不可能であると云ふことは明白になつて居る斯くなる以上は此の際相當の手段を盡されるのが私は適當であると思ふ、大藏大臣は其の必要はないと仰つしやるが、軍事當局の方は此の豫算で十分遂行が出來ると云ふ御考であるか、どうであるか、それから海軍の軍艦補充費……製造費のことに付ては更に御説明がなかつた、此點は寧ろ海軍大臣に伺つた方が適當であると思ひます、大正八年度の追加豫算は前後合計いたして九千萬圓以上になつて居る、御承知の如くに大正八年の繼續費の年割額も一億内外のものである、是れは大正三年頃の單價に依つて積

つたと云ふことは明白な事實である、それに對して既に九割以上のものを費す以上は、今年も亦一千百萬圓そこらでは到底足らぬと云ふことは明白ではないか、私のちよつと目算いたしました所に依りますれば、少くとも二千萬圓に足らぬ、二千萬圓と言へば非常に莫大なる經費でありますが、是れは足らぬと云ふことは明白に見えて居る、それでも尚ほ豫算の遂行には差支ないと云ふ軍事當局に於ては御考になりますか、此點を承りたい。

〔國務大臣加藤友三郎君演壇に登る〕

○國務大臣(加藤友三郎君)　江木君の軍艦製造費の物價騰貴に對する追加豫算に付ての御質問であります、九年度の豫算を編成いたしまする時には、まだ八年度の物價騰貴の状況と云ふものを精密に調べることは出來なかつたのであります、九年度の豫算は七年度の豫算を基礎と致しましてそれに八年度の豫算編成當時に於ける物價騰貴の状況を參酌いたしまして、九年度の物價騰貴を見込んだのであります、八年度の追加豫算は七年度に八年度の豫算を編成いたしまする當時に、其の前年度の實際の物價騰貴の状況と七年度に八年度の豫算を編成いたしまする當時の状況とを參酌いたしまして、物價騰貴を見込みましたのでありますけれども、八年度に至りまして實際の状況を見ますると不足を致しまするが故に、今回更に追加を要求いたした譯であります、即ち八年度に於きましては材料費に於いて約十割を要求して居ります、工費に於いて七八割を要求いたして居ります、是れは八年度の實際が斯樣な數字を示すことに相成つたのであります、九年度が果して八年度の物價と同樣であるや否やと云ふことは言明は致し兼ねまするけれども、九年度の豫算を編成いたしまする、即ち八年度の中頃に於きまして前申上げますやうな七年度の豫算を基礎として積算いたしました場合には、九年度の物價は約材料に於て八割位、工費に於て五六割位の見込みであらうと云ふ考へを以つて豫算が編成してあるのでございます、大體之れを以つて大なる物價に變動がなからねば九年度は遂行し得ると當局は見込を有つて居るのでございます勿論物價が如何やうに變化いたしまするか、是れは豫測いたし兼ねるのであります、大體左樣な譯で、豫算の編成はしてあると云ふことを申し上げて置きます。

○江木翼君　唯今海軍大臣の御説明には如何にも要領を得ない、大正八年度の追加と云ふものは前後合計すれば材料に於ては十割、工事に於ては約八割、所が九年度の豫算の編成に付てはそれ程高くはなかつた、事實は現在高くなつて居る、是れから先きに材料なり、工費なりが非常に下る、豫算編成の當時位にずつと下ると云ふことを見込まなければ、此の豫算の遂行は出來ないではないかと云ふ點を私は承りたい、少くとも二千萬圓内外の追加を要求なすにあらざれば、大正九年度の豫算は遂行出來ないではないか、其の點に付ては、何等御答がない、否寧ろ矛盾した御答があつたやうであります、追加要求を爲されると云ふ御趣意であるか、さもなければ物價は下る、下る見込は確實であると、斯う云ふ御趣意であるか、何れかを承つて置きたいと思ひます。

〔國務大臣加藤友三郎君演壇に登る〕

○國務大臣(加藤友三郎君)　御答を致しますが、海軍省が考へましたのでは九年度には今日の如き物價が永續いたさうとは考へなかつたのであります、勿論海軍省は物價の下落とか、騰貴するとか云ふことに付きまして、正確なる數字を得る機關を有ちませぬ、眞の海軍省の見込みに過ぎない、故に萬一唯今御話の如く物價が騰貴いたしませぬで、海軍省の見込みに相違を生じますれば、當然追加豫算を要求いたす考であります。

○江木翼君　多分陸軍當局の御見解も同樣であらうと思ふ、然らば物價が今日より下落しない、豫算編成當時に御考になつた位な程度に下らないと云ふ場合に於きましては、本年七千萬圓内外の追加豫算を要求される位でありまするから、次の議會に於きましては更にずつと以上一億圓内外のものを生じて、御要求になるものと斷定せざるを得ぬと思ひます、私は斯くの如く了解いたしまして私の質問を打切らんとするのでございますが、次に承つて置きたいと思ひますのは、大藏大臣に更に追加豫算を要求爲さるや否や、此外に大正八年度若くは九年度に於ける豫算を本期議會に御提出になる意があるや否や、唯今遞信大臣の御説明に依れば當然要求になるべき事柄があるやうに思ひまするが、さう云ふ御見込でありますか、如何でございますか、此點を……

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君)　必要已むを得ざることがあれば、追加豫算は出すのであります。

○若槻禮次郎君　總理大臣に伺ひたいのでありますが、唯今海軍大臣の御答辯と豫算委員會に於ける上山君の御質問に對する總理大臣の御答辯とは矛盾がないやうに御考へになつて居るのでありますか、總理大臣に御尋ね致します。

〔國務大臣原敬君演壇に登る〕

○國務大臣(原敬君)　唯今の若槻君の御質問は能く分りませぬが、どう云ふ風なことでございますか、もう一遍どうぞ要領を……

○若槻禮次郎君　上山君の豫算委員會に於ける質問は今御提出になつて居る豫算に依つて物價が今日の如く騰貴して居つても差支なく遂行が出來ますかと云ふ御質問に對して、其の通り遂行出來る見込みだと云ふ御答辯がありました、唯今海軍大臣は今出した豫算は大正七年度の物價を標準にして見積つて出したのである、大藏省ではどう考へて居るか知らぬが、海軍省はそれで行けるだらうと思うて、今日の如く物價が騰貴するとは思はずして計算して出したのである、若し是れでいけなかつたら追加豫算を出すこともあると云ふ御答であつた、此の御答辯と豫算委員會に於ける總理大臣が上山君に御答になつたのとは私には矛盾して居るやうに考へられますが、總理大臣は別に是は矛盾して居ないと御考になるのでありませうか、斯う云ふ問であります。

○國務大臣(原敬君)　能く分りましたが、それは一向矛盾して居りませぬ、若槻君が御經驗のある通り豫算を見込むのは、大概海軍大臣が答へたやうな意味にて皆豫算を見込むのであります、是は御承知の通りであります、特に政府は非常に異つたる編成の仕方は致しませぬから、唯今海軍大臣が答へた通りである、私が上山君に御答へ申したのも其通り、大概是で大正九年度の豫算は間に合ふ積りを以て、是で宜しいと云ふ見込を以て豫算を立てたのであります、併ながらどう變動するか、政府は物價を成るたけ下落さしたいと考へて努めて居るけれども、豫定通り果して下落するとも何とも斷言は出來ない、同時にきつと非常に騰貴するとも言へない、大概是で宜からうと思ひますけれども、萬一いかぬ時は是は已むを得ず、相當なる處置を執らなければならぬ、今日は是で宜からうと考へて居ると、斯う云ふ御答を致しましたのであります、是は別に珍らしいことでもない、當り前、何處でもさう云ふやうになつて居るのであります、何等矛盾はないと私は思ひます

○若槻禮次郎君　豫算を見積るのに或は三年、或は三年の平均で見積ると云ふことはそれは其通りであります、餘り經濟界に變動のないときでありますとそれで大抵出來るのであります、それでありまするから、平時ならば上山君のやうな疑問は起らなかつたのであります、然るに今日は非常に物價が騰貴して、其騰貴に付て皆貴族院の議員の人達が心配して居るのにも拘らず、どうも十分に實効のあるやうな調節の策が行はれて居ないやうであります、斯う云ふやうな上山君の一つの見解でありまして、それから見て、今日のやうに高くなつて居ると云ふと、是では遂行がむづかしからう、何か物價を調節して豫算の遂行の出來るやうになされるか、それがなくなれば、此豫算では實行が出來ぬではありませぬかと云ふのが、上山君の御質問であつたと思ふ、それに對して總理大臣は一向是でやつて行けると仰せになつたから、茲に疑が起つた次第である、豫算を編成するに付てどこを目安にするか、前年の豫算を目安にするか、或は三年平均を目安にするかと云ふことは、さう云ふことは別に私は質問はして居ない、又上山君もそれを尋ねられたのではなからうと思ひます、要するに上山君の意見は物價調節に今一般の御盡力を望んで、其方から尋ねられた、所が其儘でも一向差支ないと云ふやうな御答であつた、唯今でも又事實は大變騰つて居ると云ふことを海軍大臣は御認になつて居る、編成した時と今日とは大變違ふと云ふことは海軍大臣も御認になつて居る、其御認になつた其點から行けば遂行は出來ぬと云ふ事が、上山君が疑つた點である、總理大臣は是は矛盾でないと仰つしやいましたが、私は矛盾であると思ひます斯の如き明なことに付てまでも始終御見解が違ふやうでありますれば、御尋を致しましても是れ以上に明瞭な答は得られまいと思ひますから御尋はしませぬけれども、豫算總會に於ける御答辯と唯今議場に於ける海軍大臣の御答辯とは、私は確に矛盾して居ると思ふのであります、總理大臣は矛盾でないと仰つしやるのでありますが、殊に明に分つて居る事實に付て是は矛盾でないと仰せになるやうでありますと、是から御尋を致しましても、是以上の事はもう仕方があるまいと思ひますから、御尋は申しませ

ぬ、序に大藏大臣へ御尋を申しますが、責任支出をなされた總金額は大正八年度の初から今日まで如何程に上つて居るのでありますか、それから唯今は責任の解除とは認めない、外米賣却代金を歳入としたる追加豫算の協賛を得たからとて、外米を買つたことに付ての責任支出の責任解除とは認めませぬと云ふ御答辯でありましたから、それに依つて見ましても責任支出と言はれるのは、全く憲法に依つたのでもなくして出した金額であつて、それから後に議會の承認を受けるのは責任解除を求むるのであると云ふ大藏大臣の解釋のやうでありますが、左様でありますか、大正五年度に此問題に付ては隨分當院ではやかましく議論せられたやうに思ひます、私は決して大藏大臣の御解釋に反對して御尋をするのではありませぬが、貴族院では五年前に非常に此事に付てやかましく言はれたのでありますから、此場合に大藏大臣の責任支出に對する法律上の明なる御見解を伺つて置きたいのであります。

「國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る」

○國務大臣(男爵高橋是清君)　唯今御尋の責任支出の金高の調は今茲に持つて居りませぬから、委員會邊りに於て出來次第御知らせをしませう、唯今のそれから責任解除の意味を以て此責任支出に付て提案をするのであります、先刻も申した通り米を買つた代金を歳入として計上いたしたのでありまするが、之に依つて其責任支出の解除を得たるものとは心得ないと云ふことを申上げたので、續いて其どう云ふ見解であるかと云ふ御尋でありますが、此責任支出に付ては是れ屢々申したこともあるやうでありますが、是は政府が第一豫備金又は第二豫備金を拂ひ切つたる場合に於て、國庫剩餘金等を以て豫算超過又は豫算支出をなすの法律上の根據に付ては、多年帝國議會に於て議論の絶えざる所で、或は之を以て全然憲法違反なりとし或は之を以て會計法の違反なりと云ふ論がないでもない、而も政府が後日帝國議會の承諾を求むることを條件としまして責任を以て豫備金外臨時支出をなしたるは、帝國議會開設以來殆ど每年の例にして議會も亦二三の例外を除くの外は之に對して承諾の意を表し來つたのであります、從來政府の解釋したる處に依りますれば憲法第六十九條の規定に依つて政府は豫算中に豫備金を設け、之を以て豫算超過又は豫算外の支出に充て丶居りました、右の豫備金を拂ひ切つてしまつて尙は緊急止むを得ざる豫算の不足又は豫算外支出の必要ある時は政府は其責任を以て國庫剩餘金等より之を支出して而して右の支出は憲法第六十四條第二項の規定に依り豫備金の支出と共に事後承諾を求むるものとして之を帝國議會に提出するのであります、斯の如く剩餘金支出は憲法上何等明文に準據せざるも亦憲法中何等禁止の規定もないのであります、依つて政府は之を以て違憲の處置なりとは認めないのであります唯憲法第六十四條第二項の規定に依りまして「後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス」と解釋して居るのであります、政府は將來に於ても右の解釋に準據しまして萬止むを得ざる場合は豫備金外支出、臨時支出を爲すの方針に依るものと御了解下されば宜しいのであります……唯今……先刻御尋の八年度の剩餘金支出額が分つて來ました、總額一億一千百餘萬圓內臨時事件費は一億二百餘萬圓、普通費は九百三十餘萬圓、是だけでございます。

○若槻禮次郎君　唯今剩餘金支出に關する大藏大臣の法律上の御見解は伺ひましたが、私も此御見解は結構であらうと存じます、さう云ふやうにして此見解を以て此事を行はれて居りますことは至極宜からうと存じますが、屢々之に反對した議論が出まして時に依つて朝に居らる丶とさう云ふ議論も立つが、野に立たれるとそれでないやうな議論を聞くことがあるのであります、是れは高橋大藏大臣に申上げるのではないが、世間の政治家に於てさう云ふ事があるのであります、誠に其所はむづかしい、所謂責任支出なるものは全然無くして今日の國政の料理は出來ませぬ、それで今日憲法なり會計法に基いて此事を平素定めて置かうと云つても是は困難なことであります、唯今大藏大臣の述べられたやうな見解で常に進んで行つたならば、是が一番國政の上には宜しからうと私は考へて居りましたが、四五年前の此議場に於てはさう云ふやうでなかつたのであります、唯今の御說明を此議場に於て聽く、是が前例となつて今後此見解に依つて常に行ふやうになりますれば至極私は宜しからうと存じますから、今の御見解を聽いて大に滿足いたしました。

「子爵前田利定君及伯爵廣澤金次郎君發言の許可を求む」

○議長(公爵德川家達君)　子爵前田利定君。

○子爵前田利定君　此際私は日程の第二から第四の豫算追加各案の審査期限のことに付て發議いたしたいと思ひます、宜しうございますか……而して其期限は日限を定めませずに、此案の內容の中には急を要するものがあらうと考へますから、期限を定めずに早速審査に著手いたしまして、審査結了次第に報告すると云ふことに定められむことを望みます、何卒御贊成を願ひます。

○江木千之君　贊成。

○伯爵廣澤金次郎君　私は唯今の審査期限の前に質問がありますが、時期を失しましたならば、控へますが、まだ時期を失しないならば此際質問いたしたいと考へます。

○議長(公爵德川家達君)　唯今前田子爵の動議が出まして贊成者がございまして成立つて居りますから先づ以て其決を採りまして。其後に廣澤伯爵の御質疑を許すべしとする議員諸君の多數の御意嚮ならばそれに從はうと存じます、前田子爵の動議に御異存ございませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、此の際廣澤伯爵の質疑を許して、御異存ございませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(公爵德川家達君)　御異議ないと認めます、廣澤伯爵

○伯爵廣澤金次郎君　私は唯今若槻君と總理大臣との質問應答を伺ひまして非常に疑を生じまして、已むを得ず茲に總理大臣に御質問いたしたいと考へます、過日二月十六日の本議場に於きまして、私の質問に對して總理大臣の御答は、詰り追加豫算提出のことでありますが、追加豫算提出、即ち物價騰貴に關聯いたしましたことでありまするが、それに對して總理大臣の御答には「今日の所に於きまして大正九年に物價騰貴を見込んで立てました、計上いたしました大正九年の豫算は此儘實行するに差支ないと考へます、政府は物價調節の爲に種々の力を用ひますから、物價が政府の豫定の効果を奏しますれば、低落いたすであらうと考へますけれども、此以上騰貴いたして、豫算の追加等を求める事はあるまいと考へますけれども、併し是は經濟界のことは單純に政府の見込ばかりを以て人爲的に容易に出來得ることではありませぬ、故に絶對的に物價は此上騰貴いたさない、必ず低落いたす、依つて以て豫算を實行するに當つては追加を求めざるのみならず、剩餘を生ずるであらうと云ふやうなことを斷言することは今日出來兼ねます」又後段に「從つて增額を求めるやうなことはないのであります」是が末文であります、要するに總理大臣の私に對しまする御答辯を見ますと、政府は大正九年度の豫算を提出せらるる前に當りまして、大正九年度には相當の物價騰貴と云ふ事を見込んで豫算を御立てになつたと云ふ事に承知して居ります、然るに先程海軍大臣の御答辯には海軍省の造艦計畫は大正八年度の八九月頃即ち豫成編成時期の物價を以て立てたのでありますから、大正九年度に非常な騰貴をすれば已むを得ず追加豫算を提出すると云ふことを仰せられました、所が政府の豫算と申しまするのは獨り海軍若くは陸軍のみならず各省を通じての豫算であらうと考へます、そこに於て總理大臣の御言葉には大正九年度には相當の物價騰貴を見込んで立つたと言はれるのでありますさうして而かも之を實行するに差支ない、萬々追加豫算等は提出しないと云ふことを明言されて居りますが、そこに於て大に私に對しまする御答辯と今日の御答辯と矛盾があると考へますから、もう一應總理大臣から御言明を願ひたいと考へます。

「國務大臣原敬君演壇に登る」

○國務大臣(原敬君)　廣澤君の御質問でありますがそれは何等の矛盾もないのであります、私が御答を致しましたのは、御質問も大體でありましたから、私も大體のことを御答いたしまして、大體に於て政府は今回提出したる大正九年度の豫算は之で行けやうと考へて提出したのであります、而して此以上物價が低落いたしますれば剩餘金も生じませう、此以上騰貴すれば無論追加豫算を提出しなければならぬのでありますが、政府は物價調節の爲に十分盡力いたして居るのでありまするから、幸に効果を奏すれば此以上の事はなからうと考へます、併し絶對に騰貴を致さないと云ふことは保證は出來ないことでありますから、來年度、大正九年度は物價騰貴を見込んだ見込まぬと云ふことに付て、恐らく御疑を生じたのでありませうが、豫算を編成いたしますにも一樣に參つて居りませぬ、繼續費の年度の都合も一年限りのもの二年限りのもの、數年に亘るもの、皆各

々違ふのであります、故に三箇年の平均を取つて、それに多少其時見込た處の物價を加へて、上がるとか下がるとか云ふことを加へて豫算を立てる、是が隨分多いのであります、然らざるものは今年より來年で終るとすれば、此年度の物價を基礎として考へなければならぬ、皆各々豫算の項目に依つて違ふのであります、故に概括して申せば前の年度若くは編成當時の狀況を見て之に物價がどうなるであらうと云ふことを斟酌して豫算を組むのであります、併し海軍の豫算と申しましても色々ありませうが、製艦費其他の數年に亘るものに付ては、前年若くは前々年又は其年の豫算に物價を基礎と致しまして、之に大正九年はどうなるであらうと云ふ見込を以て豫算を編成するのであります、其見込のことは海軍大臣の申した通り海軍で考へましたやうなことでありましたならば、追加豫算の必要はないのでありますが然らざれば追加豫算を提出するも已むを得ざることでありませう、御承知の如く一例を申しましても、海軍に最も澤山用ひますものは鐵材でありませう、鐵材は或は騰貴いたし、或は下落いたし、今日は下落に傾いて居ると申しても、次にはどうなるか甚だ豫測が付き難いものであります、併し豫算を立てるには何かの見込を付けずしては立てられませぬから前年若くは其年のものに依つて基礎を置いて、それに多少の物價が上がるであらう下がるであらうと云ふ見込を付けて、今日の所では先づ此位の程度ならば宜からうと云ふ見込を加へて編成するのであります、さう云ふ次第で何等私の申したことゝ海軍大臣の申したことゝ、私は數回機會のある度に申しましたから、言葉の相違はありませうが、趣意に何等矛盾したものはないと云ふことに御承知を願ひます。

○伯爵廣澤金次郎君 然らば海軍大臣にもう一つ御答辯を願ひたいのでありますが、無論繼續費の數年度に亘ることは、是は誰も能く知る所でございます大正九年度以降のことに付て伺つて見ることは無理であらうと思ひますから伺ひませぬ、併ながら大正九年度の造船計畫を此豫算が御立てになる時に當りまして、即ち多分昨年の八九月頃だらうと考へますが、其當時の物價と本年大正九年の一月と比較いたしましても物價は非常に騰貴して居るのであります玆に於て海軍省が大正九年度分の造船と申しますか製艦計畫を立てられました時と、どの位物價騰貴の爲に增加率と云ふものを御加へになつて居るかと云ふことを伺つて置きたいと考へます。

〔國務大臣加藤友三郎君演壇に登る〕

○國務大臣(加藤友三郎君) 廣澤伯爵に御答を致します、唯今玆に表を持つて居りませぬので、數字的の御答は致し兼ねるのであります、九年度の豫算を編成いたしまする時には、八年度編成當時に於ける物價のみに依て編成したのではないのであります、其以前のも參酌して多少の平均を取つて率が極めてあるのであります、細かい表は出來て居るのであります、其率を積算しましたものから割出したことは先刻江木君の御質問に對して御答した數になつて來たので、其率を定めます時は、大正九年度分に於ては八年度豫算編成の時より下落するであらうと云ふ所謂見込を以て内輪に見積つてあるのであると、斯樣に御解釋を願ひたいのであります、御承知の如く物價々々と申しましても製艦費に屬する材料なるものは、物價中でも特殊のものであつて、先刻總理大臣の御話のありました通り、主として鐵材に屬するものであります、其外何百種と云ふ種類でありますから種類によりましては、物價騰貴の狀況を列擧いたしまして各材料毎に平均を取つて、之を又更に合せた平均率で割出しまして、さうして來年度の物價騰貴率を割出しましたので、左樣な譯でありますから簡單に論議のみを以て其可否を論定いたす事は甚だ困難であります、左樣な次第でありますから、相當の時期がありますれば、此積算の基礎から御話を致しまして御了解を得るやうに致したいと思ひます左樣御諒承を願ひます。

○議長(公爵德川家達君) 日程第五、大正八年法律第九號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會。

大正八年法律第九號中改正法律案

右政府提出案本院に於て可決せり因て議院法第五十四條に依り及送付候也

大正九年二月十九日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

大正八年法律第九號中改正法律案

大正八年法律第九號中左ノ通改正ス

「二百六十一萬四千九百五十二圓」ヲ「三百四十五萬二千二百二十九圓」ニ改ム

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

參照

大正八年法律第九號

大正八年度ニ於テ造幣局据置運轉資本ニ百五十萬圓ヲ增加ス

前項資本ノ增加及大正八年度乃至大正十年度ニ亘リ造幣局ノ設備擴張ニ要スル經費ニ充用スル爲造幣局資金ノ内二百六十一萬四千九百五十二圓ヲ限リ一般會計ニ繰入ルルコトヲ得

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇に登る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 此改正法律案は造幣局に關するのであります、造幣局の貨幣鑄造能力を擴張するの必要がございまして、是が爲に先に第四十一議會に於きまして、大正八年度より三箇年の繼續費として總費額百十一萬餘圓の御協贊を得ましたが、近來の銀價相場の情勢に鑑みますと、銀の相場に鑑みまして銀貨の鑄造は之を見合せまして是が補充として新に十錢白銅貨を鑄造し、五錢白銅貨、一錢青銅貨は一層鑄造を增加するの計畫を立つる必要を認めます、而して右の計畫は現に大正九年度の造幣局特別會計豫算に計上いたして居る次第でございますが、以上の計畫を實行いたしまする爲には、既定計畫に依る擴張設備の外に、尙ほ一層此際急激に鑄造能力を增加する設備を致す必要がありまするので是が爲に五十八萬圓の經費を要しまする又既定計畫に屬する擴張費に於きましても、物價騰貴の爲に不足を生じまする爲に二十五萬餘圓を追加するの必要がございまする爲に合計八十三萬餘圓更に既定繼續費を增加することと致しまして、本年度の豫算に計上いたしました、右增加に要します經費の財源としては造幣局資金より之に相當する額を一般會計に組入れることの必要があるにより、玆に此改正案を提出したる次第でございます、御審議の上速に御協贊あらむことを切望いたします。

○議長(公爵德川家達君) 御異議がなければ、此法案は小額紙幣發行繼續に關する法律案外一件の特別委員に付託いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵德川家達君) 日程第六、會計士法案、衆議院提出、第一讀會。

會計士法案

右本院提出案及送付候也

大正九年二月十九日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

會計士法

第一章　會計士ノ業務

第一條　會計士ハ當事者若ハ利害關係人ノ委託ヲ受ケ又ハ官廳ノ命ニ依リ會計ニ關スル事項ノ審査、整理、管理、證明及鑑定ノ業務ヲ執行スルモノトス

第二條　會計士ハ農商務大臣ノ監督ヲ受ク

第二章　會計士ノ資格

第三條　會計士タラムトスル者ハ左ニ掲クル資格ヲ具備スルコトヲ要ス

一　帝國臣民ニシテ三十歲以上ノ男子タルコト

二　會計士試驗ニ合格シタルコト

三　三年以上會計士ノ事務所ニ在リテ其ノ業務ヲ見習ヒタルコト

四　高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ任命セラレタル委員ヲ以テ組織セル會計士銓衡委員會ノ銓衡ヲ經タルコト

第四條　會計士試驗及銓衡ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　左ニ掲クル者ハ會計士タルコトヲ得ス

一　禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二　懲戒ノ處分ニ依リ免官、免職、除名又ハ業務ヲ禁止セラレタル者

三　破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタル者

四　禁治産又ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタル者

第六條　會計士ハ報酬アル公務ヲ兼ヌルコトヲ得ス但シ議員若ハ委員ト爲リ又ハ官廳ヨリ特ニ命セラレタル職務ヲ執行スルハ此ノ限ニ在ラス

會計士ハ他ノ業務ヲ營ミ法人ノ取締役其ノ他之ニ準スヘキ者若ハ無限責任社員ト爲リ又ハ法人其ノ他ノ使用人ト爲ルコトヲ得ス但シ農商務大臣ノ許可ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス

第三章　會計士名簿

第七條　會計士名簿ニ登錄セラレタル者ニ非サレハ會計士ノ稱號ヲ用ヰ又ハ其ノ業務ヲ執行スルコトヲ得ス

第八條　會計士名簿ニ關スル規程ハ農商務大臣之ヲ定ム

第四章　會計士ノ權利義務

第九條　會計士ハ正當ノ事由アルニ非サレハ當事者若ハ利害關係人ノ囑託又ハ官廳ノ命ヲ拒ムコトヲ得ス

第十條　會計士ハ利害ノ關係ヲ有スル事業ニ關シ其ノ業務ヲ執行スルコトヲ得ス

第十一條　會計士其ノ業務ノ執行ニ關シ故意又ハ過失ニ因リ囑託人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ之ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第十二條　會計士又ハ會計士タリシ者故ナク其ノ業務上取扱ヒタル事項ニ付祕密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條　刑法第百九十七條及第百九十八條ノ規定ハ會計士ノ業務ノ執行ニ付之ヲ準用ス

第五章　會計士會

第十四條　會計士會ヲ設立セムトスルトキハ其ノ規約ヲ定メ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ其ノ規約ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十五條　會計士會ヲ解散シタルトキハ農商務大臣ニ屆出ツヘシ

第六章　懲戒

第十六條　會計士業務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行爲アリタルトキハ懲戒ニ付ス

第十七條　懲戒ハ左ノ四種トス

一　譴責
二　千圓以下ノ過料
三　三年以下ノ業務停止
四　除名

第十八條　懲戒ハ會計士銓衡委員會ノ議決ヲ經テ農商務大臣之ヲ行フ但シ會計士協會ニ屬スル者ニ付テハ豫メ其ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

會計士銓衡委員會ノ詮衡ヲ經タル者ハ當分ノ內第三條第二號及第三號ノ規定ニ拘ラス會計士タルコトヲ得

○菅原通敬君　政府に對して質問いたしたいのでございますが、極めて簡單でございますから、此席から御許を願ひたうございます、此會計士法案に對する政府の御意見は如何でございますか、それを伺ひたいのでございますが、衆議院に於て政府の御述になつて居る所を承りますと云ふと、此案には政府と致しては進んで贊成いたすことも出來ない、さりとて不同意でもない、斯う云ふやうに御述になつて居るやうであります、既に衆議院の議決を經て本院へ送付になりました以上は此場合本案に對して政府の御意見を判つきりした所の御所見を伺つて置く必要があると思ふので、先づ以て本案に對する政府の御意見は如何であるかと云ふことを、一應伺つて見たいのであります。

〔政府委員岡本英太郎君演壇に登る〕

○政府委員(岡本英太郎君)　御答を申上げます、本案に付き衆議院に於きまして申しましたのは、本案の趣旨とする所、精神のある所は政府に於て毛頭異存はないのでございます、併ながら本案の制定に依つて、本案の主義目的を達する上に於て、即ち其成績効果を擧げます上に付て、多少の疑があるのであります、それが爲に、進んで政府は贊成申すことは出來ない、斯う云ふ趣旨であつたのであります。

○議長(公爵德川家達君)　特別委員の氏名を書記官をして朗讀いたさせます。

〔菅原通敬君發言の許可を求む〕

○議長(公爵德川家達君)　今、後で願ひませう。

〔成瀨書記官朗讀〕

會計士法案特別委員

伯爵廣澤金次郎君　岡野敬次郎君
上山滿之進君　男爵赤松範一君
男爵島津健之助君　石井省一郎君
木場貞長君　江木翼君
平尾贊三郎君

○菅原通敬君　唯今の御答辯に依りますと云ふと、本案の精神に於ては別に御異存はない、唯之を此儘實行する上に於て、所期の効果を擧げることが出來るや否やと云ふことを危んで居ると云ふやうな御趣旨に伺つたのであります、要するにあつても宜し、あつても妨げない、何方でも宜しいと云ふ位な程度に御考になつて居るやうでございますから、是が此儘本院を通過いたすと云ふことに付ても、政府は强ひて御反對はないものと考へますのでありますが、然らばそれに付て一つ伺つて置きたいことは、此第三章第七條に「會計士名簿ニ登錄セラレタル者ニ非サレハ會計士ノ稱號ヲ用ヰ又ハ其ノ業務ヲ執行スルコトヲ得ス」と云ふやうに記載せられ居ります、即ち會計に關する事項の檢査及整理と云ふ業務は、會計士と云ふ者でなければ、執行することは出來ぬと云ふことがあるのであります、而して會計士の資格と云ふものを第二章に規定されて居りますが、總て是は個人として其資格を登錄しなければならぬと云ふことになつて居るのであります、然るに此會計に關する事項の檢査及整理と云ふやうな業務は信託會社の業務として歐米に於ては行はれて居るのであります、又我國に於ても現に信託會社の業務として是等のものが行はれて居るのでありますから、若し此法案の如くでありましたならば、此信託會社が法人として此業務を營むと云ふことをば禁止して仕舞はなければならぬと思ひますが、是等に關する政府の御所見は如何でありますか、それを伺つて置きます

○政府委員(岡本英太郎君)　唯今の御質問は本案と……本案は一面信託法に依つて信託會社が同樣な仕事を爲し得ることにならうから、それとの關係はどうであるかと云ふ御質問であるのであります、若しさう致しますれば、此信託法に付きましては目下司法省、大藏省等に於て研究されて居ることを承つて居るのでございます、勿論此法案は此方面と關係があるのであります、而して信託法のことに付きましては私からして此處で何とも御答辯いたし兼ねます

○菅原通敬君　私は信託業法のことを御尋するのでありませぬ、此第七條の規定に依ると云ふと、會計士にあらずんば會計の事項に關する檢査若くは整理と云ふことは出來ぬと云ふことになつて居るのでありますか、會計士以外の者は個人であつても、法人であつても、此業務を施行することは出來ぬと云ふことになるのであらうと思ひますが、さう云ふ御見解でありますや否や伺ひます。

〔政府委員岡本英太郎君演壇に登る〕

○政府委員(岡本英太郎君)　能く了解いたしました、信託業法案等に依つて信託會社がやり得ることになつて居れば、無論會計士の仕事をやつて宜いだらうと思ひますが、さう云ふ特別の法規が無い以上は、本案に於て認められた者にあらざれば出來ないことと思ひます。

○議長(公爵德川家達君)　日程第七、未成年者飲酒禁止法案、衆議院提出、第一讀會。

未成年者飲酒禁止法案

右本院提出案及送付候也

大正九年二月二十一日　衆議院議長大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

未成年者飲酒禁止法

第一條　未成年者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者若ハ親權者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知リタルトキハ之ヲ制止スヘシ

營業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販賣又ハ供與スル者ハ未成年者ノ飲用ニ供スルコトヲ知リテ酒類ヲ販賣又ハ供與スルコトヲ得ス

第二條　未成年者カ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ處分ヲ以テ之ヲ沒收シ又ハ廢棄其ノ他ノ必要ナル處置ヲ爲サシムルコトヲ得

第三條　第一條第二項第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第四條　營業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

明治三十三年法律第五十號ハ本法ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

附　則

本法ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○阪本釤之助君　本案はもう誠に何とも申上げることもありませぬ、例年の懸案でありますが、當年の政府は又之を全然御贊成になりますか否やと云ふことゝ、或はもう少し徹底した何等かの案を政府案として御出しになる御意思があるや否や、此二つとも一つ附加へまして唯今行はれて居ります未成年者の喫煙の禁止法でありますが、如何にも不徹底のことでありまして、有るか無きかのものでありますが、それと對照して此飲酒禁止法も甚だむづかしいことと思ひます、同じ學校に居り同じ家庭に居りましても僅か一年違ひますれば、片つ方は酒を飲み煙草を喫むことが差支なくして、其弟の方、友達の方は法

律に觸れると云ふことに、なか／＼むづかしいものでありまして、もつと徹底したならば學生には一切飮酒してはならぬとか、煙草を喫してはならぬとか、政府は何かそれ等に付て考慮されて、現行法の未成年喫煙のことでも何等か改正案でも御出しになる御考があるか、此議會に御出しにならぬでも御考になつて居るか、又此點に付ては別に政府案として御出しになる考があるか否か、此點を一應確めて置きたいと思ふのであります。

〔國務大臣床次竹二郎君演壇に登る〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　政府は提案すべき成案を未だ得て居りませぬ、未成年者禁煙の方に付ても別に改正をしやうと云ふ今案を持つて居りませぬ、それから此案に付きましては、成立つことに付ては別に不同意の意見もありませぬ、併ながら實際十分に徹底して行はれるかと云ふことになりますれば、それは左様には考へませぬ、併ながら幾分の効果はあらうと考へて居ります。

○議長（公爵德川家達君）　特別委員の氏名を御報告に及びます。

〔成瀨書記官朗讀〕

未成年者飮酒禁止法案特別委員

侯爵蜂須賀正韶君　子爵今城定政君

子爵大給近孝君　男爵高木兼寬君

荒川義太郎君　男爵安藤直雄君

男爵岩佐新君　江原素六君

西川甚五郎君

○議長（公爵德川家達君）　次の議事日程は決定次第御通知に及びます、本日は是にて散會。

午前十一時四十九分散會

第四十二回帝國議會貴族院　終

第四十二回帝國議會衆議院

○大正八年十二月二十六日(金曜日)
午前十一時二十六分開議

◉勅語奉答文の件

○議長(大岡育造君) 新に議席に著かれたる方を紹介致します、島根縣隱岐選出議員佐々木武生君――御起立を願ひます。

〔佐々木武生君起立、拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 本日を以て第四十二回帝國議會開院の式を擧げさせられ勅語を賜りましたるに依り、奉答文の會議を開きます、奉答文は例に依り起草委員を設けて之を起草せしむることゝし、委員の數は十八名、議長に於て之を指名するに御異議ございませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ議長は直ちに指名を致します、開院式勅語奉答文起草委員、小川平吉君、望月圭介君、榊田清兵衞君、中倉萬次郎君上埜安太郎君、田村順之助君、政尾藤吉君、原田十衞君、片岡直溫君、大津淳一郎君、村松龜一郎君、本田恒之君、鈴置倉次郎君、古島一雄君、花井卓藏君、北田豐三郎君、山根正次君、神谷卓男君、以上――唯今指名致しました委員の諸君は、直ちに交渉室に御參集の上委員長及理事の互選を行ひ、引續いて議事の進行を望みます、暫時休憩致します。

午前十一時二十九休憩

午前十一時四十五分開議

○議長(大岡育造君) 休憩前に引續き會議を開きます、委員長の報告を求めます――小川平吉君。

〔小川平吉君登壇、拍手起る〕

○小川平吉君 奉答文起草委員會の經過並に結果を御報告申上げます、委員一同は直ちに指定せられたる會場に參集を致しまして、愼重に審議を盡しましたる結果、左の通りの奉答文案を起草致しました、茲に讀上げます。

恭ク惟ニ

陛下茲ニ第四十二回帝國議會開院ノ盛式ヲ擧ケ優渥ナル 聖詔ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ勝ヘス今ヤ世界ノ平和將ニ成ラムトス帝國ノ任益々重ヲ加フ臣等謹テ 聖旨ヲ奉體シ愼重審議上

陛下ノ隆恩ニ對ヘ下國民ノ委託ニ酬ムコトヲ期ス

衆議院議長臣大岡育造誠恐誠惶謹テ奏ス

此段謹んで御報告を申上げます(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 唯今委員長の報告になりました奏答文に御異議がなければ、敬意を表する爲め御起立を求めます。

〔總員 起立〕

○議長(大岡育造君) 滿場一致可決致しました(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 奉答文は宮中の御都合を伺つて捧呈します、明日は先例に依り午前十時より會議を開きます、當日の議事日程を報告致させます。

〔原田書記官朗讀〕

衆議院議事日程 第一號 大正八年十二月二十七日(土曜日) 午前十時開議

第一 全院委員長の選擧

第二 常任委員の選擧

○議長(大岡育造君) 本日は是にて散會。

午前十一時四十八分散會

○大正八年十二月二十七日(土曜日)
午前十時十三分開議

議事日程 第一號

第一 全院委員長の選擧

第二 常任委員の選擧

○副議長(濱田國松君) 議長は本日、昨日の決議に係りまする勅語奉答書捧呈の爲に唯今參內中でありますから、本職暫く此席を瀆します、諸般の報告を命じます。

〔原田書記官朗讀〕

一議員の異動左の如し

島根縣隱岐選出議員古川清君の補闕として佐々木武生君當選せられたり

大阪府大阪市選出議員白河次郎君死去せられたり

一去二十四日內閣總理大臣より議長宛左の通發令ありたる旨の通牒を受領せり

內閣統計局長　牛塚虎太郎
法制局長官　横田千之助
法制局參事官　馬場鍈一
法制局參事官　松村眞一郎
拓殖局長官法學博士　古賀廉造
軍需局長　原象一郎
鐵道院總裁　床次竹二郎
鐵道院副總裁工學博士　石丸重美
鐵道院理事　永井亨
鐵道院理事　中川正左
鐵道院理事法學博士　佐竹三吾
朝鮮總督府政務總監法學博士　水野錬太郎
朝鮮總督府財務局長　河內山樂三
朝鮮總督府參事官　大塚常三郎
臺灣總督府總務長官法學博士　下村宏
臺灣總督府事務官　阿部滂
關東廳事務總長　杉山四五郎
關東廳事務官　永山善之助
樺太廳長官　永井金次郎

政府委員被仰付

外務次官　埴原正直
外務省政務局長　芳澤謙吉
外務省通商局長　田中都吉
外務省條約局長　松田道一
外務書記官　岡本武三
總領事　藤田敏郎

外務省所管事務政府委員被仰付

內務次官　小橋一太
內務省神社局長　塚本清治
內務省地方局長　添田敬一郎
內務省警保局長　川村竹治
內務省土木局長　堀田貢
內務省衞生局長　潮惠之輔
內務省參事官　池田宏
內務省參事官　山田準次郎
北海道廳長官　笠井信一

內務省所管事務政府委員被仰付

大藏次官　神野勝之助
大藏省主計局長　西野元
大藏省主税局長　松本重威
大藏省理財局長　森俊六郎
大藏省銀行局長　小野義一
大藏省參事官　藤井眞信
大藏書記官　勝正憲
大藏書記官　保倉熊三郎
大藏書記官　佐々木謙一郎
大藏書記官　河田烈
大藏書記官　太田嘉太郎
專賣局長官　野中清

大藏省所管事務政府委員被仰付

陸軍次官　山梨半造
陸軍中將　淺川敏靖
陸軍主計總監　田中政明
陸軍一等主計正　谷林德太郎

陸軍省所管事務政府委員被仰付

海軍次官　栃內曾次郎
海軍主計中將　志佐勝
海軍主計少將　久野工
主理　內田重成

海軍省所管事務政府委員被仰付

司法次官法學博士　鈴木喜三郎
司法省刑事局長法學博士　豐島直通
司法省監獄局長法學博士　谷田三郎
司法省民事局長法學博士　山內確三郎
司法省參事官法學博士　池田寅二郎
司法省參事官　飯島喬平
司法書記官　近藤三郎

司法省所管事務政府委員被仰付

文部次官　南弘
文部省專門學務局長　松浦鎭次郎
文部省普通學務局長　赤司鷹一郎
文部省實業學務局長　山崎達之輔
文部省宗教局長　柴田駒三郎
維新史料編纂事務局長　黑澤次久
文部省參事官　武部欽一

文部省所管事務政府委員被仰付

農商務次官　犬塚勝太郎
農商務省農務局長　道家齊
農商務省商務局長　岡本英太郎
農商務省工務局長男爵　四條隆英
農商務省山林局長　鶴見左吉雄
農商務省鑛山局長　崎川才四郎
農商務省水產局長　村上隆吉
農商務書記官　副島千八
製鐵所長官　白仁武
製鐵所參事　小川藏次郎

特許局長 中井勵作
戰時保險局長 宮內國太郎
臨時米穀管理部事務官 大塚健治
農商務省所管事務政府委員被仰付
遞信次官 秦豐助
遞信省通信局長 米田奈良吉
遞信省電氣局長 肥後八次
遞信省管船局長 若宮貞夫
遞信省經理局長 杉精三
爲替貯金局長 天岡直嘉
遞信省所管事務政府委員被仰付

又本日內閣總理大臣より議長宛左の通發令ありたる旨の通牒を受領せり

朝鮮總督 男爵齋藤實
臺灣總督 男爵田健治郎
關東長官 男爵林權助
政府委員被仰付

〔左の報告は朗讀を經ざるも參照のため茲に掲載す〕

一委員長及理事左の通り當選せられたり
開院式 勅語奉答文起草の件委員
委員長 小川平吉君
理事 花井卓藏君

○副議長(濱田國松君) 唯今報告がありました、大阪市選出議員白河次郎君死去の報に接しました、洵に哀悼の至りに堪へない次第であります、例に依りまして、遺族に弔詞を贈ります、日程第一全院委員長の選擧を行ひます。

第一 全院委員長の選擧

○副議長(濱田國松君) 選擧に先だつて念の爲め御注意を申上げます、全院委員長の選擧手續は總て先例に依ります、投票は無記名投票であります、諸君の御手許に配付致しあります投票用紙に、被選者一名を記載されまして木札の名刺を添えて御持參あらんことを希望致します是より氏名點呼を始めます。

〔田口書記官氏名を點呼す〕

○副議長(濱田國松君) 投票漏はありませぬか――投票漏なしと認めます――投票漏がありますから、其方に投票をさせます――投票函閉鎖――開匣。

〔書記官投票の數を計算す〕

○副議長(濱田國松君) 御報告を致します、投票總數は二百二十四であります、名刺の數と符合を致して居ります、此過半數は百十三票であります、投票の點檢に移ります。

〔原田書記官投票を讀上く〕

○副議長(濱田國松君) 投票の結果を書記官長より報道致します。

〔寺田書記官長朗讀〕

全院委員長選擧結果
百六十七點 若尾璋八君 (拍手起る)
五十六點 平島松尾君
一點 橋本太吉君

○副議長(濱田國松君) 衆議院規則第三十條に依り若尾璋八君當選せられました(拍手起る)

〔全院委員長投票者氏名左の如し〕

磯部尙君 今井今助君
岩崎勳君 井上敬之助君
伊東重君 池田龜治君
井上角五郎君 生田和平君
岩崎一高君 井島義雄君
鳩山一郎君 秦豐助君
生原忠右衞門君 八田宗吉君
原田佐之治君 原田十衞君
萩亮君 林爲良君
西村正則君 西村種禮君
堀切善兵衞君 戶狩權之助君
陸軍吉君 長田桃藏君
小山溫君 小川平吉君
小田切磐太郎君 岡崎邦輔君
奧田榮之進君 若尾幾造君
渡邊陳平君 渡邊祐策君
粕谷義三君 川原茂輔君
神川長久君 吉原正隆君
田邊熊一君 高橋光威君
高島順作君 瀧正雄君
高岡唯一郎君 高橋嘉太郎君
高橋辰二君 田中隆藏君
高見之通君 坪田十郎君
土谷全次君 中倉萬次郎君
中村喜平君 鳴海文四郎君
中橋德五郎君 中村啓次郎君
成田榮信君 中野寅次郎君
南里琢一君 長峰與一君
中西六三郎君 村野常右衞門君
武藤金吉君 漆昌巖君
鵜澤總明君 上野松次郎君
上埜安太郎君 則元由庸君
工藤吉次君 工藤卓爾君
熊谷直太君 熊谷五右衞門君
山本悌二郎君 八木逸郎君
柳原九兵衞君 山內範造君
山口恒太郎君 前田米藏君
牧山耕藏君 丸山嵯峨一郎君
松浦五兵衞君 政尾藤吉君
福井三郎君 藤野正年君
小久保喜七君 小林源藏君
兒玉亮太郎君 兒玉好熊君
秋本喜七君 赤尾彥作君
秋山金也君 天春文衞君
穴水要七君 阿部武智雄君
赤間嘉之吉君 東武君
齋藤安雄君 齋藤壽雄君
佐々木文一君 佐藤喜八君
齋藤紀一君 榊田清兵衞君
木村政次郎君 南澤宇忠治君
三土忠造君 島田俊雄君
志々目藤彥君 廣岡宇一郎君
西田銳吉君 廣瀨鎭之君
百瀨清治君 望月圭介君
森田正路君 元田肇君
關矢儀八郎君 清崟太郎君
鈴木錠藏君 諏訪部庄左衞門君
菅原傳君 菅野傳右衞門君
隅田豐吉君 今村七平君
石田孝吉君 井戶文四郎君
石川又八君 井原喜代太郎君
早速整爾君 濱口雄幸君
西英太郎君 本間三郎君
戶井嘉作君 大谷高寬君
尾越辰雄君 川崎安之助君
片木政治郎君 加藤政之助君
河波荒次郎君 橫山勝太郎君
橫田孝史君 田中萬逸君
竹村良貞君 高田耘平君
田中善立君 武富時敏君
長島律太郎君 內藤傳祿君
紫安新九郎君 上村耕作君
臼田八內君 野村嘉六君
山口俊一君 山道襄一君
山田珠一君 正木照藏君
牧口義矩君 町田忠治君
藤澤幾之輔君 小寺謙吉君
小林嘉平治君 小池仁郎君
佐々木武生君 淺野[illegible]平君
安達謙藏君 齋藤隆夫君
坂口仁一郎君 櫛淵軍之佐君
佐々木正藏君 行德健男君
三木武吉君 三隅哲雄君
箕浦勝人君 下岡忠治君
日比野寛君 平島松尾君
平山岩彥君 森秀次君
仙石貢君 鈴置倉次郎君
西村丹治郎君 土井權大君
大口喜六君 大內暢三君
渡邊昭君 川口木七郎君
柏原文太郎君 片山太郎君
高木益太郎君 高島兵吉君
前川虎造君 藤井善助君
古島一雄君 關直彥君
砂田重政君 今井嘉幸君
石川玄三君 橋本太吉君
花井卓藏君 堀尾茂助君
小川寅六君 尾崎元次郎君
大林森次郎君 尾崎敬義君
押川方義君 若尾璋八君
金澤仁作君 河野徹志君
吉田羊治郎君 中村靜興君
松浦與三郎君 越山太刀三郎君
赤木龜一君 佐々木平次郎君
北田豐三郎君 北井波治目君
平田健太郎君 林平四郎君
小川郷太郎君 武市彰一君
佃安之丞君 中川隣之輔君
山根正次君 近藤慶一君
秋田寅之介君 秋田清君
坂本金彌君 木下謙次郎君
美禰龍彥君 臼井哲夫君

第二 常任委員の選擧

○副議長（濱田國松君）　次は日程第二常任委員の選擧を行ひます、是より諸君は各部室に參集の上、常任委員の選擧を行はれ、其結果を議長まで御申出あらんことを希望致します、尙先刻御報告を申上げました通り、議長は間もなく宮中より歸院せらるゝことであらうと存じます、隨て奉答書捧呈の顚末を報告あることゝ信します、諸君は成べく此議場に御出席あらんことを希望致します、暫時休憩を致します

午前十時四十五分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（大岡育造君）　休憩前に引續き會議を開きます、御報告があります、今二十七日午前十一時參內鳳凰の間に於て宮內大臣を經て奉答文を捧呈致しました、更に宮內大臣を經て勅を賜りました、

〔各員起立〕

朕衆議院ノ深厚ナル敬禮ヲ嘉ス

常任委員の選擧の結果を報告致させます。

〔原田書記官朗讀〕

一常任委員選擧の結果左の通當選せられたり

豫算委員

第一部

奥田榮之進君　村野常右衛門君
諏訪部庄右衛門君　武藤嘉門君
山田珠一君　津田毅一君
富島暢夫君

第二部

澤來太郎君　丸山嵯峨一郎君
天春文衛君　田中萬逸君
賴母木桂吉君　高木正年君
原脩次郎君

第三部

牧山耕藏君　岡田榮君
松田源治君　柵瀨軍之佐君
町田忠治君　柏原文太郎君
武市彰一君

第四部

長田桃藏君　長峰與一君
今井今助君　小池仁郎君
川崎克君　渡邊昭君
犬飼源太郎君

第五部

坪田十郎君　松浦五兵衛君
高岡唯一郎君　關和知君
小西和君　堀尾茂助君
田島達策君

第六部

山內範造君　小山田信藏君
小川平吉君　粕谷義三君
濱口雄幸君　本田恒之君
加藤政之助君

第七部

高橋嘉太郎君　穴水要七君
東武君　加藤定吉君
鈴木梅四郎君　河崎助太郎君
小川郷太郎君

第八部

中村啓次郎君　井上角五郎君
三土忠造君　廣瀨鎭之君
横山勝太郎君　吉田羊治郎君
兒玉右二君

第九部

鳴海文四郎君　藤野正年君
横山金太郎君　齋藤隆夫君
片岡直温君　高木益太郎君
今井嘉幸君

決算委員

第一部

漆昌巖君　上野松次郎君
森秀次君　亘理胤正君
河野徹志君

第二部

兒玉好熊君　佐藤喜八君
川口木七郎君　押川方義君
小川寅六君

第三部

百瀨清治君　高橋辰二君
鈴木久次郎君　大內暢三君
森本是一郎君

第四部

原田佐之治君　土屋清三郎君
西村種禮君　小林嘉平治君
中川隣之輔君

第五部

赤間嘉之吉君　中野寅次郎君
佐々木正藏君　小橋藻三衛君
大口喜六君

第六部

尾見濱五郎君　石射文五郎君
正木照藏君　臼田久內君
上田彌兵衛君

第七部

伊東重君　大島宇吉君
松岡勝太郎君　横田孝史君
秋田清君

第八部

小田切磐太郎君　土谷全次君
陣軍吉君　前田卯之助君
山道襄一君

第九部

柳原九兵衛君　萩亮君
荒川五郎君　平島松尾君
長尾元太郎君

懲罰委員

第一部

赤尾彦作君　齋藤壽雄君
鈴木富士彌君

第二部

工藤吉次君　則元由庸君
小山松壽君

第三部

菅原傳君　川村精之君
中村靜興君

第四部

磯野敬君　野口孝治君
津末良介君

第五部

志々日藤彦君　田中善立君
砂田重政君

第六部

工藤卓爾君　三隅哲雄君
美彌龍彦君

第七部

高島順作君　平山岩彦君
赤木龜一君

第八部

森田正路君　島田俊雄君
野村嘉六君

第九部

廣岡宇一郎君　森田茂君
川村惇君

請願委員

第一部

齋藤紀一君　渡邊陳平君
護得久朝惟君　內藤傳祿君
久須美東馬君

第二部

齋藤安雄君　池田龜治君
西英太郎君　上村耕作君
有森新吉君

第三部

磯部尚君　毛里保太郎君
竹村良貞君　綾部惣兵衛君
近藤慶一君

第四部

南澤宇忠治君　八田宗吉君
秋山金也君　今村七平君
秋田寅之介君

第五部

阿部武智雄君　神川長久君
尾越辰雄君　西川太治郎君
土井權大君

第六部

小川藏次郎君　佐々木文一君
片木政治郎君　平田健太郎君
大藪房次郎君

第七部

熊谷五右衛門君　中村喜平君
秋本喜七君　片山太郎君
關原彌里君

第八部

菅野傳右衛門君　清嵜太郎君
岩崎一高君　高田耘平君
佐々木平次郎君

第九部

林爲良君　井戸文四郎君
河波荒次郎君　高島兵吉君
石川玄三君

○議長（大岡育造君）　常任委員に當選せられたる諸

君に、散會後各委員室に於て委員長及理事の互選を行ひ、御屆けあらむことを希望致します、本會期中先例に依て本會は火曜日、木曜日、土曜日、委員會は月曜日、水曜日、金曜日と定め、緊急の議事は此限に在らさる事と致したいと思ひます、委員長理事の互選は、都合に依て本會の日に於て之を行ふことも宜しうございます、質問は火曜日にすることに致したいと思ひます、以上御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ其の如く定まりました、最早年末に際しまして、例に依て明二十八日より來る大正九年一月二十日迄休會することに、御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ是れも可決致しました、次回の議事日程は公報を以て御通知致します本日は是にて散會。

午前十一時三十九分散會

○大正九年一月二十二日(木曜日)

午後一時八分開議

議事日程 第二號

第一 大正八年勅令第三百四號(承諾を求むる件)

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三 大正八年勅令第四百七十八號(承諾を求むる件)

第四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○議長(大岡育造君) 報告を命じます。

〔原田書記官朗讀〕

一議員の異動左の如し

奈良縣郡部選出議員福本寅松君去十二月二十九日死去せり

奈良縣郡部選出議員福本寅松君の補闕として松本强二君當選せられたり

島根縣松江市選出議員岡崎運兵衛君の補闕として桑原羊次郎君當選せられたり

一政府より提出せられたる議案左の如し

大正八年勅令第三百四號(承諾を求むる件)

大正八年勅令第四百七十八號(承諾を求むる件)

大正九年度歳入歳出總豫算案並大正九年度各特別會計歳入歳出豫算案

豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件(第一號)臨時軍事費豫算追加案

一議員より提出せられたる議案左の如し

衆議院議員選擧法中改正法律案

提出者 武富時敏君 片岡直温君
藤澤幾之輔君 安達謙藏君
下岡忠治君 齋藤隆夫君
鈴木富士彌君

衆議院議員選擧法中改正法律案

提出者 古島一雄君 西村丹治郎君
高木益太郎君 堀川美哉君
植原悦二郎君

軍人恩給增額に關する建議案

提出者 村松恒一郎君 高木正年君
柏原文太郎君 大森與三次君
三木武吉君 尾崎元次郎君
林平四郎君 松本誠之君

上奏案

提出者 元田肇君 岡崎邦輔君
村野常右衛門君 小川平吉君
鵜澤總明君 武富時敏君
齋藤宇一郎君 富田幸次郎君
古島一雄君 西村丹治郎君
若尾璋八君 北井波治目君
木下謙次郎君 肥田景之君

決議案

提出者 元田肇君 岡崎邦輔君
村野常右衛門君 小川平吉君
鵜澤總明君 武富時敏君
齋藤宇一郎君 富田幸次郎君
古島一雄君 西村丹治郎君
若尾璋八君 北井波治目君
木下謙次郎君 肥田景之君

一昨二十一日内閣總理大臣より左の通發令ありたる旨の通牒を受領せり

陸軍少將 井上幾太郎
理事 志水小一郎
陸軍省所管事務政府委員被仰付
文部書記官 關屋龍吉
文部省圖書監査官 渡部董之介
文部省所管事務政府委員被仰付
農商務書記官 長滿欽司
農商務書記官 石黒忠篤
農商務省所管事務政府委員被仰付
臨時米穀管理事務官 大塚健治
農商務省所管事務政府委員被免

一去十二月二十七日貴族院より同院は明二十八日より來大正九年一月二十日迄休會の旨通牒を受領せり

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一委員長及理事左の通り當選せられたり

豫算委員

委員長 中村啓次郎君

理事 東武君 奥田榮之進君 岡田榮君 小池仁郎君 渡邊昭君 今井嘉幸君 小川郷太郎君

決算委員

委員長 秋田清君

理事 小田切磐太郎君 伊東重君 小林嘉平治君 大内暢三君 河野徹志君

懲罰委員

委員長 則元由庸君

理事 工藤吉次君 赤木龜一君 津末良介君

請願委員

委員長 清崟太郎君

理事 磯部尚君 八田宗吉君 高田耘平君 土井權大君 秋田寅之介君

一議員席次の變更左の如し

一二 土井權大君
一三 今村勤三君
一七 砂田重政君
二一 松本强二君
二六 高戸郁三君
二七 大内暢三君
二八 大口喜六君
二九 野口孝治君
三五 菅原傳君
三六 堀川美哉君
三七 近藤達兒君
三八 牧野賤男君
四七 西村丹治郎君
四九 濱田國松君
五五 桑原羊次郎君
七三 富島暢夫君
七四 近藤隆一君
七五 吉田中君
八一 關原彌里君
八二 美彌龍彥君
八三 森本是一郎君
八八 佃安之丞君
八九 松田三德君
九一 松本誠之君
九二 石原正太郎君
一〇一 秋田寅之介君
一一一 兒玉右二君
一一二 肥田景之君
一四七 長峰與一君
一四八 齋藤紀一君
一四九 野村治三郎君
一五〇 清水市太郎君
一五一 丸山嵯峨一郎君
一五二 南里琢一君
一五三 秋本喜七君
一五四 佐藤喜八君
一五六 高橋嘉太郎君
一五七 頭本元貞君
一五八 土屋清三郎君
一六〇 齋藤安雄君
一六一 毛里保太郎君
一六二 工藤善助君
一六三 秦豐助君
一六四 穴水要七君
一六五 柳原九兵衛君
一六六 廣瀬鎮之君
一六七 遠藤良吉君
一六八 渡邊祐策君
一六九 井上敬之助君
一七〇 小林源藏君

一七一 高見之通君
一七二 澤來太郎君
一七三 鳩山一郎君
一七四 中西六三郎君
一七五 瀧正雄君
一七六 大石五郎君
一七七 熊谷直太君
一七八 八木逸郎君
一八〇 米田穰君
一八一 高橋辰二君
一八二 林毅陸君
一八三 東武君
一八四 若尾幾造君
一八五 川原茂輔君
一八六 小川平吉君
一八七 村野常右衞門君
一八八 岡崎邦輔君
一八九 元田肇君
一九〇 木村政次郎君
一九一 井島義雄君
一九二 漆昌巖君
一九三 林爲良君
一九五 武藤金吉君
一九六 清崟太郎君
一九七 則元由庸君
一九八 中橋德五郎君
二〇一 鈴木錠藏君
二〇二 秋山金也君
二〇三 丸山豐治郎君
二〇四 小川藏次郎君
二〇五 西村種禮君
二〇六 成田榮信君
二〇七 上埜安太郎君
二〇八 齋藤珪次君
二〇九 中倉萬次郎君
二一〇 松田源治君
二一一 横田千之助君
二一二 磯野敬君
二一三 天春文衞君
二一四 八田宗吉君
二一六 西村正則君
二一七 兒玉亮太郎君

二一八 陣軍吉君
二一九 寺田省歸君
二三〇 政尾藤吉君
二三二 井上角五郎君
二三四 奧田龜造君
二三五 高島順作君
二三七 河上哲太君
二三八 今井今助君
二三九 佐々木武生君
二四〇 石射文五郎君
二四一 岡田榮君
二四二 坪田十郎君
二四三 工藤卓爾君
二四四 根本正君
二四五 岩崎一高君
二四六 池田龜治君
二四七 鳴海文四郎君
二四八 山口恒太郎君
二四九 生田和平君
二五〇 高岡唯一郎君
二五一 長田桃藏君
二五二 渡邊陳平君
二五三 戸狩權之助君
二五四 西田鋭吉君
二五五 隅田豐吉君
二五六 赤尾彥作君
二五七 萩 亮君
二五八 中野寅次郎君
二五九 原田十衞君
二六〇 神川長久君
二六一 熊谷五右衞門君
二六二 原田佐之治君
二六三 岩崎勲君
二六四 前田米藏君
二六六 佐々木文一君
二六七 田邊熊一君
二六八 南澤宇忠治君
二六九 阿部武智雄君
二七〇 山內範造君
二七一 鵜澤總明君
二七二 山本悌二郎君
二七三 小久保喜七君

二七四 三土忠造君
二七五 廣岡宇一郎君
二七七 藤野正年君
二七八 小山田信藏君
二七九 牧山耕藏君
二八〇 小泉策太郎君
二八四 中村啓次郎君
二八七 一宮房治郎君
二八九 上野松次郎君
二九〇 齋藤壽雄君
二九二 田中隆三君
二九三 吉植庄一郎君
二九四 關矢儀八郎君
二九五 伊東重君
二九六 榊田清兵衞君
二九八 土谷全次君
二九九 岩崎總十郎君
三〇〇 兒玉好熊君
三〇一 小田切磐太郎君
三〇二 赤間嘉之吉君
三〇三 福井三郎君
三〇四 指田義雄君
三〇五 菅原傳君
三〇六 生原忠右衞門君
三〇八 高橋本吉君
三〇九 菅野傳右衞門君
三一〇 奧田榮之進君
三一一 志々目藤彥君
三一二 工藤吉次君
三一三 大島宇吉君
三二〇 田村順之助君
三二二 中村喜平君
三二三 井坂光暉君
三四六 櫻井兵五郎君
三五一 河西豐太郎君
三五二 三隅哲雄君
三五三 綾部惣兵衞君
三五四 小西和君
三五七 山口俊一君
三五九 田中善立君
三六〇 鈴木富士彌君
三六一 古屋慶隆君

三六五 關和知君
三六六 武富時敏君
三七〇 濱口雄幸君
三七一 早速整爾君
三七六 尾崎行雄君
三八六 高田耘平君
三九七 森田茂君
三九八 小泉又次郎君
四〇一 田中萬逸君
四三五 賴母木桂吉君
四三七 河波荒次郎君
四四五 小山松壽君
四四七 樋口秀雄君
四五五 加藤政之助君
四五六 大津淳一郎君
四六二 栅瀬軍之佐君
四六三 山道襄一君

○議長(大岡育造君) 是より會議を開きます、諸問事項があります、議員大谷高寛君より病氣に付今二十二日より向ふ二週間請暇の申出がありました、許可して御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ之を許可致します、第一部選出豫算委員村野常右衞門君、第二部選出豫算委員原脩次郎君、第三部選出豫算委員柵瀬軍之佐君、第八部選出決算委員前田卯之助君、第八部選出決算委員山道襄一君、第九部選出懲罰委員森田茂君、第一部選出請願委員久須美東馬君、第九部選出請願委員河波荒次郎君、右常任委員の辭任の申出がありました、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ之を許可致します、各々其部の諸君は速に補闕選擧を行ひ届出あらんことを希望致します。

○岩崎勲君 議事日程變更に關する緊要動議を提出致します、即ち茲に政府の同意を得て、元田肇君外十三名提出の平和克復祝賀に關する上奏案を議題と爲し、提出者の説明を求め、且つ其審議を進められんことを希望致します、

〔「贊成」「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 唯今の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なければ政府の同意を求めます――政府は同意を表しました、日程を變更して上奏案を議題と致します――小川平吉君。

上奏案(元田肇君外十三名提出)

衆議院議長臣大岡育造誠惶誠懼頓首再拜謹ミテ言ス

恭ク惟ニ今次ノ大戰ハ交兵多年凶殘不測ナリキ幸ニ我カ帝國及聯合友邦ノ奮武ニ頼リ氛埃ヲ掃蕩シテ平和ヲ克復ス實ニ是レ萬國ノ洪祥ニシテ群黎ノ景福ナリ今ヤ　大詔渙發平和ノ協定新ニ成リ國際聯盟ノ規模斯ニ立ツコトヲ宣布シタマヒ

聖諭優渥具ニ儆飭ヲ垂レタマフ臣等感激恐懼ノ至ニ勝フルコトナシ伏シテ冀クハ　大詔ニ率由シテ惕勵自ラ强メ

聖諭ヲ遵奉シテ振作益々勗メ時勢ノ變遷ニ順應シテ軌度ヲ逸スルコトナク人心ノ歸嚮ヲ開導シテ秩序ヲ愆ルコトナク紀綱ヲ振肅シテ

皇運ヲ扶翼シ微衷ヲ披瀝シテ

宸猷ヲ翊賛シ以テ報効ヲ圖ラムコトヲ臣育造誠惶誠懼頓首再拜謹ミテ表ヲ上リ賀ヲ奉シ以テ聞ス

〔小川平吉君登壇、拍手起る〕

○小川平吉君　上奏案提出の理由を説明致します、歐洲の大戰は五箇年の久しきに亘りまして慘憺猛烈を極め全世界を震慴を致しました、有史以來未た曾て見ざる所の大戰でございます、幸に聯合各國の努力に依りまして正義の勝利を以て其局を結ぶに至りましたのは、宇内各國民と共に慶賀に堪へざる次第でございます、我大日本帝國は、大戰參加以來上下一致世界の各方面に出勵致しまして、軍事上に於て將た財政上に於て、終結一貫聯合國を援助致しまして、遂に克く交戰の目的を達するに至りましたのでございます、是れ偏に今上陛下の御稜威御聖徳の然らしむる所、萬民の欣抃措く能はざる所でございます、講和條約は調印後、半箇年の歲月を經て、去ぬる一月十日を以て効力を發生し、同日附を以て天下に宣布せられました、同時に平和克復に關する所の大詔を煥發せられたのでございます、講和條約確定の結果、世界の平和の規模は茲に樹立せられまして國際の關係は殆と其面目を一新するに至りました、謹んで　聖詔を拜讀致しまするに、國家の進路に向つて方針を示し給ひ、民心の歸嚮に付て訓戒を垂れ給うて居ります　聖旨宏遠洵に恐懼感激に堪へざる次第でございます、吾々は一致協力して國事に盡瘁致し、上國運の隆昌を期し、下民人の福利を增進することを圖るべきことは、固より論を俟たぬ所でございます、仍て茲に衆議院の名を以て賀表を捧呈致しまして、吾々の微忱を　陛下に上奏致したいと考へまして、茲に即ち上奏案を提出致した次第でございます、案は既に印刷の上御手許に配付してございますから、朗讀することは之を省きます、何卒愼重審議の上御可決あらんことを希望致します。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は特に議長の指名を以て、十八名の委員に附託し、愼重審議せられんことを望みます

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議ありませぬか

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なければ、議長は委員を指名致します、元田肇君、村野常右衞門君、小川平吉君、望月圭介君、山本悌二郎君、小久保喜七君三土忠造君、廣岡宇一郎君、武富時敏君、小寺謙吉君、柴四朗君、齋藤宇一郎君、富田幸次郎君、西村丹治郎君、橋本太吉君、越山太刀三郎君、兒玉右二君、臼井哲夫君、右諸君を指名致します、御異議はありませぬか、御異議がないに依つて直ちに交涉室に御集りの上、委員長理事を選擧し、併せて直に審査を進行せられんことを希望致します、此場合暫時休憩致します。

午後一時二十分休憩

午後一時五十六分開議

○議長(大岡育造君)　休憩前に引續き會議を開きます、委員長元田肇君。

〔元田肇君登壇、拍手起る〕

○元田肇君　諸君、唯今委員に指名されましたる一同相會しまして、愼重審議を致しました結果、茲に成文を得ました、尙茲に申し上げて置く方が宜しうございませうが其前に委員長理事の選擧を例規に依つて行ひまして、不肖委員長に富田幸次郎君、西村丹次郎君が理事に互選になつた譯であります、茲に謹んで成案を朗讀致します。

衆議院議長臣大岡育造誠惶誠懼頓首再拜謹ミテ言ス恭ク惟ニ今次ノ大戰ハ交兵多年凶殘至ラサルナシ幸ニ我カ帝國及聯合友邦ノ奮武ニ頼リ氛埃ヲ掃蕩シテ平和ヲ克復ス實ニ是レ萬國ノ洪祥ニシテ生民ノ景福ナリ今ヤ　大詔渙發和平ノ協定新ニ成リ國際聯盟ノ規模斯ニ立ツコトヲ宣布シタマヒ

聖諭優渥具ニ儆飭ヲ垂レタマフ臣等感激恐懼ノ至ニ勝フルコトナシ伏シテ冀クハ　大詔ニ率由シテ惕勵自ラ强メ

聖諭ヲ遵奉シテ振作益々勗メ時勢ニ順應シ人心ヲ開導シ軌度ヲ逸セス秩序ヲ愆ラス紀綱ヲ振肅シテ

皇運ヲ扶翼シ微衷ヲ披瀝シテ

宸猷ヲ翊賛シ以テ報効ヲ圖ラムコトヲ臣育造誠惶誠懼頓首再拜謹ミテ奏ス

斯樣なる成文を得ました、どうぞ滿場一致御贊成あらんことを望みます(拍手起る)

○議長(大岡育造君)　唯今委員長の報告に御異議なければ、敬意を表するため、御起立あらんことを希望致します。

總員　起立

○議長(大岡育造君)　滿場一致可決したることを宣告致します(拍手起る)

○議長(大岡育造君)　此上奏文は、宮中の御都合を伺うて、捧呈の手續を致します。

○岩崎勳君　再ひ議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に政府の同意を得て、元田肇君外十三名提出、陸海軍の功勞感謝に關する決議案を議題と爲し、提出者の説明を求め、尙其審議を進められんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に、御異議はありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ、政府の同意を得ましたから、提出者の説明を求めます、鵜澤總明君。

決議案(元田肇君外十三名提出)

歐洲の戰亂勃發するや我か陸海軍は聯合與國と協力して海陸に策動し交戰五箇年備さに艱苦を嘗め報効の誠を致し皇國の威武中外に發揚せり衆議院は茲に院議を以て陸海軍將卒の功勞を感謝す

〔法學博士鵜澤總明君登壇、拍手起る〕

○法學博士鵜澤總明君　諸君此度の大戰亂に方りまして帝國陸海軍への[illegible]した[illegible]は、中外に明白になつて居ることであります、[illegible]多年に亘りまする勞苦辛酸、及功勞に對しましては、[illegible]聖諭も降りましたやうな次第でございまして、吾々國民を代表する所の衆議院と致しまして、之に對する感謝するの意を表はすと云ふことは、誠に適當な事であると考へるのであります、茲に極めて簡單に私は此趣旨を申上げまして、僭越ながら私より此決議案の文章を朗讀致したいと思ふのであります。

歐洲の戰亂勃發するや、我か陸海軍は聯合與國と協力して海陸に策動し交戰五箇年備さに艱苦を嘗め報効の誠を致し皇國の威武中外に發揚せり、衆議院は茲に院議を以て陸海軍將卒の功勞を感謝す

此趣旨に於きまして、どうか滿場の御贊成あらんことを希望する次第であります(拍手起る)

○岩崎勳君　本案は全員贊成の下に、各派一致の提出に係るものであります、仍て滿場一致、即決可決あらんことを望みます。

〔「贊成」「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ、起立を求めます。

總員　起立

○議長(大岡育造君)　滿場一致可決したることを宣告致します(拍手起る)

○議長(大岡育造君)　加藤海軍大臣。

〔國務大臣加藤友三郎君登壇、拍手起る〕

○國務大臣(加藤友三郎君)　唯今今回の戰役に出征致しましたことに付きまして、此平和克復の機會に於て、感謝の意を表せられる決議文を、滿場一致を以て御可決になりました、誠に感謝に堪へない次第でございます茲に海軍を代表致しまして、深厚なる謝意を表します、尙御趣意の在ります所は、速に各指揮官に傳達を致します心得でございます、御禮を申上げます(拍手起る)

○議長(大岡育造君)　田中陸軍大臣。

〔國務大臣田中義一君登壇、拍手起る〕

○國務大臣(田中義一君)　唯今の深厚なる御決議に對しまして、私は茲に陸軍を代表して、深く感謝の意を表します、此御同情ある決議は、直ちに之を在外の各部隊に傳へます考でございます、之を聞きました各部隊は、之がために一層の士氣を旺盛ならしめることゝ存じます、茲に御禮を申上げます(拍手

起る）

○議長（大岡育造君）　國務大臣より演說の通告があります、原內閣總理大臣、內田外務大臣、高橋大藏大臣、田中陸軍大臣、此の通告に從つて發言を許可致します、且つ大臣の演說に對しましては、質疑の通告もあります、先づ前例に依つて國務大臣の演說を聽きたる後、通告順に從つて質疑の發言を許します――原內閣總理大臣。

「國務大臣原敬君登壇」

○國務大臣（原敬君）　諸君、本期議會の開會に際しまして、茲に卑見を述ぶるは、最も光榮とする所であります、御承知の如く約五箇年に亘りたる戰亂は一昨年末休戰と相成りました、昨年六月に至りまして講和條約が調印されましたが、爾來種々なる曲折がありました、本月に入り始めて之を實施するに立至つたのでありますが、此平和克復に對しましては諸君と共に慶賀に堪へぬことゝ存じます、然れども退て考へますれば、此條約より生ずる所の我國の責任、今後國際間に生ずる所の諸般の措置、及國民の覺悟と云ふやうなる事に至りましては、愼重なる考慮を要すること、無論であると信ずるのであります先般講和條約の發布に際しまして畏くも大詔を煥發せられ、國民の向ふ所を示し給うたのであります、皇謨宏遠恐懼の至りに堪へませぬ、謹んで此聖旨を奉體致しまして、鋭意聖旨の貫徹を期しなければならぬと考へるのであります、我國と列國との關係は日英同盟の鞏固なるを始めと致しまして、其他の列國に對しても、交際益々親密でありますのは、國家のために、洵に欣喜に堪へませぬ、西伯利の問題は彼の地方未だ安定致しませぬ今日の現狀は如何にも差措き難き狀況に在りますが故に、多少の兵を增派致したのであります、斯樣に致して增兵致しましたけれども、是は固より彼の地方に對して何等領土的野心のある譯でないことは、茲に冗辯を費すまでもありませぬ、又何等內政上に干涉するの意志なきことも明かであります、對支問題に至りましては、支那國民中に我國を誤解致しまして、色々なる流言浮說より排斥を試みて居ることは、今日尙熄まぬのでありますけれども、日支親善の外なき我國の誠意は漸次に諒解せらるることであると云ふことを、信じて疑ひませぬ、山東問題は講和條約も既に成立致したる今日でありますから、速に之を支那國に還附するを以て、適當なる處置と考へまするから、支那政府に向つては、既に其還附の協商を開くことを、提議致してあります、內政に至りましては、前期議會に御協贊を得ました諸般の案件を遂行致したることは、申すまでもありませぬが、尙是等の効果を十分に致さうと考へまするが故に、大正九年度の豫算に於て、教育、產業等を始と致しまして、鐵道、港灣、電信、電話、又は道路改良と云ふやうなる事の如き、財政の許す範圍に於て、諸般の計畫を立てたのであります、是は豫算の上に詳細なる御諒解を得ませうと思ひます、國防の事に關しましては、我國の國防なるものは、元來何等侵略的の意味の無いと云ふことは、今更冗辯を費すまでもないことでありますが、歐洲の大戰爭の實驗に顧みますれば、今日我國の國防は是で滿足なりとは申されぬのであります、故に國防の充實を圖らなければならぬと云ふことは、恐くは何人も異論の無い所であらうと考へまするが、前期議會に於て――內閣組織の日も淺く十分なる計畫を立てゝ議會に提案すると云ふまでには、至り兼ねたのであります、仍て今回は是等の計畫を立てまして、御協贊を仰がうと考へて居るのでありまするが、然るに此國防充實の事に關しましては、多大の經費を要します、是がために已むを得ず所得稅及酒稅の增收を圖ることに立至つたのでありまする、けれども是は財政上眞に已むを得ざる事情に基くものでありまするから蓋し國民も此事情は諒とするであらうと考へるのであります、又前議會に於ては御承知の如く、衆議院議員選擧法の改正案を提出致して、其御協贊を得ました、今期議會に於ては、政府は更に地方制度の改良の必要を認めまして其計畫を立てたのであります、又陸海軍の軍法會議法の改正、是も多年に亘る問題でありまするが、今回其成案を得たのでありまするから、是等の事は不日提出致しまして、御協贊を仰がうと考へまする、固より種々の案件を提出致しまするが、是等は重要なる事と考へて、此際に申して置くのであります、又世界の大勢に順應するがためには、我國の制度の各般の改正を急務と致すことは勿論であらうと思ふ故に政府に於きましては先般法規整理委員會を設けまして、維新以來の法令を整理することに著手致しました、又財政經濟調查會を設けて、糧食問題を始と致しまして、財政經濟の根本的の基礎を定めやうと考へて、是に著手致して居るのであります、又法制審議會なるものを設けまして、我國の淳風良俗に或は背きはしないかと云ふやうなる事柄の改正を要するために、民法上の改正を企てました、又陪審制度の創定、是も長き間の問題でありまして、憲政上必要なる事と確信するのでありまするから、是等の事を法制審議會に於て會議しつゝあるのであります是等の委員會の調查等より生ずる諸問題の中には、今期議會に提出するものも無論あらうと思ひまするが、又或は審査結了致さずして、次期の議會を俟たざるを得ぬのでありませう、何れに致しましても、政府は一日も國家の今日の狀態に於きまして、諸般制度の改善を怠ることは無いのであります、唯々茲に特に御承認――御諒承を得て置きたいと思ひまするのは、近來動もしますれば質實穩健の氣風を減退するやうな虞があります、又或は極端なる外來の思想に感染致しまして、精神上の動搖を來さんとするが如き虞もあります、是等の事は如何に國政の改良を致し制度の改廢を企てたりと致しましても是等の事は國家のために斷じて排斥せざるを得ぬと考へるのであります、終りに臨みまして朝鮮、臺灣、及關東州の事に就いて、一言述べて置きたいのでありまするが、是等の地方の制度の改正を要することは、御承知の如く多年の問題であります、故に政府は先般之が改正を實行致したることも、諸君の既に御承知の事であらうかと思ひます、殊に朝鮮に在りましては、朝鮮人意外の誤解よりして、昨年騷擾を釀したのであります、之に對しまして、政府は先般發せられた所の詔勅の御趣意に基き、一視同仁の聖旨に鑑みまして、彼の地人民の幸福安寧を計るために、諸般の改正を致したのであります。而して是等地方の事に關しましては、今期議會より朝鮮、臺灣、關東州の總督及長官も政府委員として、議會に出席することに相成りましたから、必要なる場合には、詳細其情況を說明する機會もあらうと考へまする、以上の外尙外交上、財政上、其他諸般の事に關しましては、當局大臣より詳細說明致しまするから之を諒せられんことを望みます（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　內田外務大臣。

「國務大臣子爵內田康哉君登壇、拍手起る」

○國務大臣（子爵內田康哉君）　諸君、本日爰に過去一年間に於きまする帝國外交の經過に關しまして、其大要を說明致し、併せて政府の所見を開陳するの機會を得ましたることは、私の甚た欣幸とする所でございまする、既往五年に亘りました世界の大動亂も愈々終結致しましたが、此の終結を告ぐるために昨年一月以來佛國巴里に於いて聯合各國の平和會議を開きまして、平和條件を討議致しました所、漸く同年五月に至りまして、聯合側の協議が決定致しましたので、之れに基いて平和條約案を作成致しまして、敵國たる獨逸の全權委員に交付致しました、同全權と數回往復折衝の後、六月二十八日に至りまして、聯合與國及獨逸は支那を除きました外、全部之れに調印を致しました、其の後獨逸が此の條約を批准致しましたのを初めと致しまして、伊太利、英吉利、佛蘭西の三國が相次いで批准を致しました、我が帝國に於きましては、昨年十一月七日御批准の運びと相成つたのであります、尋で本年本月十日巴里に於きまして、日本、英吉利、佛蘭西、伊太利等十三箇國、及獨逸の代表者間に批准書寄託の第一回調書を作成調印致しました、此寄託書の調印に依り、條約は之を批准致しましたる國の間に於いて、右調印の即日、即ち本月本日より愈々實施せらるゝことゝなりました次第でございます、其結果本月十日附の官報を以て、愈々條約全部公布に相成つた次第でございます、諸君も既に御承知の通り、此平和條約は同盟及聯合國と獨逸との平和條件を規定しまするものでありまして、其規定の廣汎なると、其內容の複雜重要なるとの二つに於きましては、古來其の比を見ざる所であります　其中獨逸との講和條約は、戰爭に對しまする獨逸の責任を糺し、且つ將來に對する保障を定むるものでありまして、戰爭の始末を付け、其再發を防止する上に極めて重要なることは申すまでもない所でございます、之と同時に永久平和の基礎たる國際聯盟規約、及勞働規約の如きは、正に新世界の大憲章とも稱すべきものであります、即ち國際聯盟規約は、從來の國際關係に一步を進めまして、國際協調の主義に基き、世界の平和を完成し、國際協力を促進せん事を目的とする、國際關係の新組織に關する規約であります、而して國際聯盟の執行機關たる理事會も、米國大統領の案內に依り既に本月十六日を以て巴里に於て、其第一回會議を開きたる次第でございます、又勞働規約は、社會正

事を基礎とします世界の平和を確立せんがため、勞働狀態を改善せんことを目的とするものでありまして、過般華盛頓に於て其第一回勞働總會を開催しました、帝國初め四十箇國の代表者が之に會合致しまして、勞働條件を規律致しまする所の方法、並に其原則に關する種々の問題を決議致しました、尙又敵國の一たる墺地利に對しまする平和條約も、昨年九月十日を以て關係列國の間に調印が成りまして、既に墺地利及伊太利の二國は、其批准を了りました次第でございます。帝國に於きましても、唯今其批准の準備中でありまして、日ならず御批准を奏請し得ることになるであらうと思ひます、又他の列國も逐次批准を了すること丶思はれます、此墺地利の條約は、其內容は大體に於て、對獨平和條約と異なる所はございませぬ、更に又他の敵國たる勃爾牙利、洪牙利及土耳其に對する平和條約も、それ〲進行中でありまして、此中勃爾牙利に對しまする條約は既に其調印を了つて居ります、此の如く約五年に亘りましたる大戰爭も事實上に於きましては、茲に決定的に終結を告げたと申して差支なからうと思ひます、即ち世界の平和も確定に至つた次第であります此未曾有の國際間の大典が、果して完全に履行せらるゝや否や其成功と不成功とは、偏に運用の如何に存する次第であります。日本は過去に於きまして、國際條約の履行を怠るやうなことは、嘗て一回もございませぬ、今回の平和條約に付ても、最も忠實に之を履行する國家の一たるべきは勿論であります、私は我朝野一同　詔勅に見えまする　聖旨を奉體致し萬國の公是に循ひ、世界の大經に伏り、一層の奮發努力を以て精神的物質的兩方面に亘り、國力の充實を圖り、世界の進運に貢獻する所ありまする と同時に、世界に帝國が負ふ所の義務を完全に果たさんことを、希望致す次第でございます、目下の時局中重大なるものは、申すまでもなく隣邦支那に對しまする關係と、露西亞に對する關係でございます、此二者は實に世界の大問題でありますのみならず、殊に帝國に取りましては、最も深き利害關係を有して居る問題であります、先づ順序として第一に支那の關係に就て一言申述べたいと存じます、御承知の如く我帝國は大正三年八月日英同盟の誼に依りまして、世界大戰爭に參加し、獨逸に對して宣戰致しましたる結果、獨逸の租借地でありまする膠州灣を攻略して、獨逸が極東に於ける根據地を覆した次第でございます、此膠州灣の處分に付きましては、帝國が最初より之を支那に還附するの決心を有して居りましたことは、大正四年の日支協約、並に昨年巴里に於ける帝國全權の聲明、並に私が外務大臣として致しました累次の聲明に依つて明白なる次第でありますが此所謂山東問題なるものゝ主要構成部分は、申すまでもなく膠州灣租借地と山東鐵道とでありますが膠州灣は右の如く之を支那に還附し、又山東鐵道は一昨年の取極に依り、兩國の合辨とすることに決定して居るのであります、茲に此機會を利用致しまして、一言申述べたい事がございます、それは外國人士中には、此山東問題なる名稱に拘泥致しまして、山東省全部が、恰も問題の目的物となつて居るものゝ如き誤解を懷いて居る者があります、是は我國民としては、誠に意外に感ずることでありますけれども、實際斯の如き誤解を懷いて居る者が、歐米の識者中にもあるのは事實であります、之に對しましては相當の說明、又此誤解を解きまする手段は既に講じて居りますが、甚だ帝國政府の遺憾とする所でありますから、本日此機會に於きまして、此點を申述べたいと思ひました次第でございます、帝國政府に於きましては、膠州灣還附に關しまする決心は、終始渝らざるものであります、今や平和條約は既に實施期に入りましたる結果、膠州灣租借地及鐵道等は完全に帝國に讓渡せられたることゝなりました、故に帝國政府は右の決心を實行致しまするために、目下必要なる手續を執りつゝある次第でございます、昨年巴里に於ける此山東問題の商議に關聯致しまして支那に於て排日運動が起り、今尙終熄に至りませぬことは、日支兩國の關係上誠に遺憾とする所であります、之に關しましては、我政府は屢次帝國公使及支那駐在の各領事を致しまして、中央政府又は關係地方官憲に對しまして、排日運動の取締を交涉せしめました、最近更に中央政府に對しましては、嚴重なる交涉を遂げつゝある次第であります、支那政府に於きましても、出來得る限り取締の方法を講ずるの旨を證言致しまして、大體に於て、取締實行の誠意を有するものと認められますから、目下實際に於きまする無取締の成績の如何を、注視致して居る次第でございます、此排日運動に對しまして、我朝野が大局を顧念して、冷靜に之を迎へ、隱忍自重致しまして、同國政府の維持を危くするが如きことは、隣邦として我國の座視する能はざる所であります、此故に政府は豫て聲明を致しました對支借款方針に從ひまして、南北の紛爭を助長するが如き疑ある對支借款は、今尙ほ之を取締りますると同時に、支那政府の維持に必要已むを得ざる財政援助に付きましては關係諸國と協調を保ち、支那の急に應ずる事を辭せざるものでございます、將又支那南北に於ける紛爭問題に關しましては、前議會に於て諸君に御報告申上げ置きましたる通り、帝國は勿論、英佛米伊の列强も帝國と共同致しまして、一昨年十二月南北雙方に和平勸告を致しました、又昨年六月再度の勸告を致しましたが、未た其解決を見るに至りませぬことは、關係列强と共に、帝國政府の甚だ遺憾とする所であります、申すまでもなく、帝國は地理上、歷史上、將又政治上、經濟上、支那とは最も密接なる關係を有して居る次第でありまして、其內爭が多年に亘るが如きは、最も好まざる所でございます、是故に苟も南北の間に和平の成立を見るがためには、借款の取締、兵器輸出の禁止等、幾多の犧牲を拂ひ苦心を費したる次第でございます、隨つて今後に於きましても、適當の機會を得まするに於ては、列國とも協議致しまして、速に南北和平に至るまで、相當盡力致したい考でございます、之を要しまするに帝國と致しましては、一日も速に支那統一の大業成就せんことを、切望して已まざる所でございます、第二の問題でございまする露國の件は、是亦等しく帝國に取りまして、甚だ重要なるものでございます今や過激軍進出のため、更に事態に重大なる變化を來しました、一時「オムスク」に於ける「コルチヤツク」政府の下に、北露及南露に於ける兩政府及極東に於ける勢力を統轄致しまして、露國の復興を見るに至らんとする形勢が見えましたけれども、最近には歐露の反過激派も甚だ振ひませず、英佛諸國に於ても、今後露國の援助を打切らんとする方針に出ましたやうな有樣でございますが、西伯利に於きましては、最近「コルチヤツク」軍の敗北に依りまして「コルチヤツク」政府は「オムスク」を撤退し「イルクツク」に移駐するの已むなきに至りましたが、目下「イルクツク」に於きましても、亦頗る混亂致して居る模樣でありまして、「コルチヤツク」政府は、最早統治の力を失ふに至りました有樣でございます、帝國政府に於きましては、[illegible]協調の精神を重んじ、特に米國に對しましては、十分協調に力め、最近[illegible]の手續なる[illegible]に、多少の增兵を行ふの必要を認めまして、[illegible]に關しましても、米國政府の[illegible]を一[illegible]求めつゝありました次第でございます、本月八日に至りまして、在浦鹽の米國派遣軍司令官より我司令官に對しまして、米國陸軍中央當局の命令に依つて、米國の軍隊を西伯利より撤退すべき旨を通告致しました、尋て、其翌日即ち本月九日、鐵道特別委員會の、米國委員より、米國政府は、西伯利鐵道監督の會議に參加する事を止めて、委員を右委員會より脫退せしむる事に決定したる旨を聲明致しまして、尋て本月十一日、本件に對しまする我政府の交涉に對して、米國政府の回答に接しました、其說明に依りますれば、浦鹽に於きまする米國司令官の通告に先たつて、帝國政府に接到すべき米國政府の回答は、手違のために同通告よりも遲れて我邦に到著したる次第であると云ふことが明かになりました、且つ此事に付きましては、米國當局者に於て、洵に眞摯なる態度を以て、遺憾の意を表し來つた次第でございます、本件に關しまする米國との交涉の始末は、大要右の通りでございますが、西伯利に於きまする我が鐵道守備の補充は、同地方に於ける情勢の切迫に依り、益々緊要を加へ來りましたが故に、帝國政府は、約半箇師團を增遣するの處置に出でた次第であります、露國が今日の如き艱難を惹起すに至りましたことは、友邦露國のためのみならず、世界平和のため、眞に憂慮に堪へない次第でございます、帝國は常に健全なる政府が一日も早く確立しまして、露國の復興を成就せんことを希望するものでございます、終りに臨みまして、速に隣邦露西亞及支那兩國の平定を見て、世界全般に渉つて、眞の平和を回復するの日の近からんことを祈つて居ります、帝國政府は常に世界平和の完成、國際協力の進捗を念とするものであります、同時に正義公道を以て、國際交涉の指針と致す所存でございます、巴里講和會議に於きまする帝國の行動乃至對支對露の政策は十分に此方針で證明して居ること丶思ひます、今や國際聯盟新たに成立致しまして、我帝國の國際上に於ける地位は一層重大なるを致し、又列國との關係は、更に一段の親密を加へて參りまして、世界全般の幸福に貢獻する機會

も、益々多からんとすることになりました、斯る時期に於きまして、諸君の賛助に依り、克く帝國の使命を完うせんとする覺悟を有するものでございます

（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 高橋大藏大臣。

〔國務大臣男爵高橋是淸君登壇、拍手起る〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君） 諸君、茲に私は大正九年度歲計豫算に關し、其大要を說明するの光榮を有します、大正九年度豫算編成に關する大體方針及其施設事項の主なるものに就き申しますれば、先づ世界戰後の形勢に鑑みまして、平和の維持上國防充實の切要なるを認め、之がため新たに相當の計畫を立てました、次に交通通信機關の整備は時勢の最も要求する所でありまして、其結果は産業の發達、國運の進展に重大なる關係ありと認め、鐵道、道路、港灣、電信、電話等、何れも相當其計畫改良に意を用ゐて、新たに施設經營の方策を樹てました、又敎育の奬興に就きましては、中等敎育實業補習敎育等に就き新たに施設を加へ、又私立大學に補助を致すことに致しました、又産業の奬勵に關しましては、或は開墾の獎勵、或は窒素研究に相當の經費を增加致し、又公有林野の經營に付きましても、新たに官行造林の計畫を立てました、大正三年臨時事件費は日獨戰爭の當時之を設け今日に及びましたる所、今尙時勢の狀況は、事變の影響を全く脫却せるとは申し難くありますけれども、既に平和克復致しましたるに依り、今回之を整理し、大正九年度より之を廢止致すことと致しました、併ながら臨時事件費を以て支辨し來りたる事項にて、俄に廢止することの困難なるものもございまするに依り、之を普通豫算に編入致しました、隨て各省に共通なる官吏以下の臨時手當、物價騰貴に依る廳費旅費等の補足は、何れも相當の程度に之を普通豫算に計上致しました以上は豫算の大綱でありますが、歲入歲出豫算の計數に付て大要を申しますれば、歲入經常部十億四千三百餘萬圓、臨時部二億三千三百餘萬圓、合計十二億七千六百餘萬圓、歲出經常部七億五千二百餘萬圓、臨時部五億二千三百餘萬圓、合計十二億七千六百餘萬圓でありまして歲入臨時部中前年度剩餘金繰入額は一億四百餘萬圓となる計算であります、歲入豫算中主なるものを擧げますれば經常部に於て租稅收入六億四千七百餘萬圓であります、之を前年度豫算のに比しまするに、一億五千五百餘萬圓を增加し、臨時收入は六千五百餘萬圓でありまして、前年度に比し千五百餘萬圓を增加し、官業及官有財産收入は二億八千五百餘萬圓でありまして、前年度に比し二千五百餘萬圓の增加であります、而して租稅收入增加の中五千七百餘萬圓は、稅制改正に伴ふ新規增收額でありまして、是は後に述ぶる通り新規國防計畫の財源の一部に充つるものでございます、歲出豫算を前年度豫算に比較致しますると、經常部に於て二億四千六百餘萬圓を增加し、臨時部に於て三千四百餘萬圓を減少し、差引總計に於ては、二億千二百餘萬圓の增加を示して居ります、此の如く經常部に於て著しき增加を示し、臨時部に於て却て減少を來しましたるは、前年度に於て臨時部に屬したる臨時事件豫備費を整理して、之を普通費に編入し、其の大部分は經常部に組入れたる結果であります、大正九年度豫算中最も重要なる事項は國防の充實でありまして將來巨額の繼續費を要する次第でありますから、之に對して確定的の財源を得るの必要があります、爲に政府は今回新たに所得稅及酒稅に於て增收の計畫を定め、右國防費の大部分は、之を以て支辨することゝ致しましたが、尙其不足する所に對しては、當分の中國債償還を停止して、之が補足に充つることゝ致しました、右新規國防計畫に依り、大正九年度に於て更に陸海軍經費の增加すへき金額は經常臨時を合して九千九百餘萬圓であります、此計畫に依りますれば、陸軍に屬する臨時費は總額四億八千六百餘萬圓でありまして、大正九年度以降大正二十二年度に至る十四箇年度間に亘り支出するものであります、又海軍に屬する臨時費の總額は、八億六千三百餘萬圓でありまして、大正九年度より大正十六年度に至る、八箇年間に亘り支出するのであります、而して其大正十年度以降に要する金額は、經常臨時を合して每年約一億六千萬圓であります、一面增收計畫に依る稅法改正の結果、將來所得稅に於て七千八百餘萬圓、酒稅に於て五千七百餘萬圓、合計一億三千五百餘萬圓の增收を得る見込でありますが其實施の初年度たる大正九年度に於ける增收額は所得稅に於て五千二百餘萬圓、酒稅に於て五百餘萬圓、合計五千七百餘萬圓であります、前に述べましたる國際償還資金繰入の停止に付いては、特に一言するの必要ありと考へます、此の國際償還資金繰入の中止に關し考慮を要すべきは、去る明治三十八年の發行に係り、來る大正十四年に償還期限の到來すべき、四分半利付英貨公債五億八千五百餘萬圓の償還のことであります、現今に於いては右發行總額の中、一億六千九百餘萬圓は既に買入銷却濟となり、此他大正八年度内に買入銷却見込のもの、少くも六千餘萬圓ありまするからして、剩す所は三億五千五百餘萬圓であります、而して現に預金部所有の在外正貨は、三億八千餘萬圓に達して居ります、故に預金部は、裕に右四分半付英貨公債の借換に應ずるの資力を有して居ります、即ち政府は現狀に於て、既に來る大正十四年の外債借換償還に對する、確實の準備を有するのであります、而も國債償還資金の繰入の停止は、長くも三四箇年を出でずして之を復活する考でござりますから、何等差支ないことゝ考へます、故に我國防充實のため租稅を增徵するの已むを得ざる時機に際しては、暫く國債償還のことを中止して、國家の急務に應ずるこそ、最も時宜に適したる處置と信ずるのであります、此機會に於て、增收經過に伴ふ稅制改正の要點を略言致しますれば、法人の所得に對しましては、從來の源泉課稅を廢し、其の益金を株主等に配當したる場合、其の個人に對し、綜合課稅することゝ致しました、尤も法人の所得中、之が配當を爲さずして社内に留保する金額に對しては、之に課稅することゝし、又法人の所得か一定の利廻を超過するときは、其の超過割合の多少に應し超過累進率を以て課稅を爲すことゝ致しました、尙大正八年度に於て課稅せられたる、法人の配當を受けたる個人に對しては、大正九年度に於て課稅せざることゝ致しました、故に其缺陷を補塡するため、大正九年度に限り、法人の超過所得稅に對し、稅額の十五割を增徵することゝ致しました、個人の所得に付ては、從來課稅したる所得の外、法人より受くる配當金及賞與金を綜合課稅することゝし、山林の所得は、之を他の所得と分離して稅率を適用することゝし六千圓以下の所得者に對しては、其勤勞所得に對する控除歩合を多くし、又三千圓以下の所得者にして、其同居家族中、老者、幼者、又は不具、癈疾者ある場合に於ては、其所得額中より一定の金額を控除し、課稅最低限は、前二樣の控除を爲したる殘額を以て、之を定むることゝ致しました、のみならず尙從來の五百圓を六百圓に高め、稅率は將來最低百分の三より百分の三十に至る、超過累進率を適用致しましたる所、之を改めまして、最低百分の一より一定額を超ゆる每に、其超過額に對しては、遞增して百分の五十に止むることゝ致しました、之を要するに擔稅力の小なる者に對し負擔を輕減すると同時に、擔稅力大なる者に對しては、其能力に應じ負擔を增すことに致しました、酒造稅に在りましては、酒類一石に付十圓を高むると同時に、其他の酒精及酒精含有飮料、並麥酒に付ても、之に應じて夫夫稅率を高めました、以上は稅制改正の極めて大綱であります、尙詳細は稅法改正案の御審議に當りまして、說明致したいと考へます、次に通信機關の整備に就て申上げますれば、電話交換擴張費に就ては既定總額一億千百餘萬圓に對し、更に二億二千五百萬圓を增加し、總額三億三千七百萬圓に改めまして其大正九年度額は四千十萬圓であります、又電信事務の繁劇は、近時頗る甚しくなりましたので、其設備を完全にすることの必要を切に感しまして、新たに公債財源を以て之を完備する經費を立て、大正十五年度に至る七箇年度間に亘り、總額七千三百八十萬圓を支出することゝ致しました、而して之に要する大年九年度額は八百萬圓であります、官吏以下臨時手當物價騰貴に依る廳費旅費等の補足の如き、各省共通的經費の增加は、之を普通豫算に編入したることは前に述べたる通であります、其内官吏以下の增俸增給の大體の方針を申上げますれば地位高き者に對しては比較的其の增率を薄くし、地位低き者に對しては厚くするの方針でありまして、年俸七千五百圓以上の者には全く增俸を爲さす、其の以下の者に對しては、增俸割合最も少なきは七歩餘、それより漸次遞增して、最低の地位の者に在りましては、倍額以上に達して居るものがあります、又官吏以下の增俸等に伴ひまして、新たに從來の受恩給者に對しても、相當の增給を爲し、又貴衆兩院議員歲費も五割を增加することに致しました、特別會計豫算中一般會計と密接の關係ある點に就て申上ぐれば、朝鮮總督府特別會計に在りましては、其歲計の狀況に鑑みまして、大正九年度に於て、一般會計より千萬圓の補充金を繰入るゝの必要あり、又樺太廳特別會計に在りましては、從來の補充金を增加して、六十五萬圓となす必要を認めましたるに依り、是等補充金の增加を豫算致してあります、帝國鐵道特別會計

の資本勘定に付て一言致しますれば、其建設及改良費は一億七千萬圓でありまして、內建設費は五千九百萬圓、改良費は一億千百萬圓であります、之に要する公債財源は一億圓と定めました、大正三年臨時事件費は、之を整理致しまするとは、既に前に述べたる通りでありますが、臨時軍事費は目下の狀況に於て、尙之を存續する必要があります、仍て大正九年四月より大正十年三月に至る間の所要額として一億六千百餘萬圓を豫算致しました、其內千百餘萬圓は歲入を伴ふ特別の支出でありますから、眞の所要額は一億四千九百餘萬圓でございます、其財源は主として公債、又は借入金に依る計畫であります、大正九年度に於ける公債又は借入金の額は、前述臨時軍事費の財源として要する一億四千八百餘萬圓を首めとして、一般會計に屬する各種事業公債五千四百餘萬圓、又特別會計に屬する各種事業公債一億三千七百餘萬圓、合せて約三萬四千餘萬圓であります財政計畫の大要は以上申述へたる如くでありまするが、私は此の機會に於て、經濟界の狀況に付き一言致したいと考へます、世界の大戰は終りを告げましたけれども、各國の經濟界は、今尙戰時に於けると同樣なる、異常の狀態を脫却し得ないのであります各國は戰後財政の變理、不換紙幣の整理、產業組織の改造金融の改善等、遠き將來に涉れる重大なる問題を有して居りまするのみならず、焦眉の急にして而も至難なる復舊事業、勞資問題、其他に對して最善の努力を注がなければならぬ狀態に在るのであります、此時に當り、我國の經濟狀態を通覽しまするに前後五年の間、我財界は幾多の波瀾曲折を經ましたが、幸にも進步發展の趨勢を持續することを得たのであります、大戰以來大正七年末に至る期間に於ける輸出超過額、貿易外の收入超過額、事業計畫、及拂込資本總額等に付きましては、卽ち前議會に於て述べました通りでありますが、世間に於て、或は財界に變調を來たすことなきやと懸念致しましたる其平和の初年、卽ち昨年の輸出額は二十億九千八百萬圓、輸入額は二十一億七千三百餘萬圓に上り、差引輸入超過額七千四百餘萬圓となりましたが、貿易總額に於ては、未曾有の巨額に達したるのみならず一面貿易以外に於ける國際貸借上の受取勘定は、約三億圓に上りましたがために、結局正貨の受取超過額は、二億圓以上に達したのであります、又各種事業の勃興の狀況を見ましても、昨年中に於て成立したる銀行會社の公稱資本總額二十三億七千餘萬圓、拂込資本金額十二億三千餘萬圓に達し、我經濟界は依然として好調を持續するを得ましたるがため我國は逐次聯合諸國に對し財政上の援助を爲すと共に、內外に涉りて商工業の發展を遂ぐるを得たのであります、之と同時に政府の公債發行も、金融市場に格別苦痛を與ふることなくして、昨年中に借替を了したるもの二億六百餘萬圓、新規發行のもの三億九百餘萬圓に達するを得ましたるが、之に付ては各銀行其他關係諸方面の努力を多とする次第であります、尙來年度の募債計畫の實行に付いても、政府は金融市場の情勢に鑑み、緩急宜きを制し、努めて公債を民衆化せしむることを期して居るのであります、今や世界各國は物資の缺乏、勞働界の不安等、經濟上に幾多の困難なる問題を有して居るのでありますが各國共に此難局に處するの途は、生產の助長を根本方針とし、國民の自制と相俟つて、徐ろに其効果を收むるの外なしとして居るのであります、我國の戰後經濟策に付ても、亦同樣でありまして、一面に於ては生產資金の供給を圓滑にし、金融並に企業組織の改善及合同と、其健實なる發展とに依りて、出來得る限り物資の供給を潤澤ならしむると同時に、他面に於ては、人々自ら戒めて不生產的消費を抑制し苟も餘裕あれば之を生產事業に向はしめ、以て勤儉力行の美風を振作するを緊要と認むるのであります要するに今日は、我國民經濟の過度時代であります此重大なる時機に方り、濫りに過去に於ける財界の好況に馴れ、投機心に驅られて、無謀の計畫を立つるが如きは、大に愼まなければなりませぬ、之と同時に徒らに姑息退嬰して、列强間の經濟競爭に後れを取るが如きことあつてはならぬのでありまして、我國民は、一致協力以て此異常の時勢に處し、進退共に誤らざるの覺悟なかるべからずと信じます、終りに臨み私は、玆に提出致しました豫算案に對し、御審議の上速に協贊を與へられんことを切望致します(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 田中陸軍大臣。

〔國務大臣田中義一君登壇、拍手起る〕

○國務大臣(田中義一君) 此西伯利に派遣をして居りまする所の軍隊の狀態は、昨年議會の終末の時にも、又昨年九月の交にも、大體の狀況は印刷をして皆樣の御手許に差出してありまするから、御了解のことゝ存じます、尙ほ今日は其後の概況に就きまして、爰に申述べて置く必要ありと信じます、大正七年八月出兵以來、西伯利に派遣されました所の第三第十二師團は、共に昨年四月から九月の間に於て、第五、第十四師團と逐次交代を致したのであります又南滿洲に二年間駐箚致して居りまして、且つ其當時の時局柄一部を西伯利方面に派遣を致した所の第七師團も、昨年四月に第十六師團と交代をし、第十六師團は直ちに固有の任務でありまする所の、南滿洲守備の任務に就いたのであります、是と同時に浦潮派遣軍の兵力の不足を補ふために、此南滿洲に居りまする所の第十六師團から、步兵一個旅團を北滿洲及浦潮方面に派遣をして、一時之を派遣軍司令官の指揮下に入れたのであります、然るに御承知の通りに、其後南滿洲に於きましても種々事變の勃發がありまして、著しく兵力の不足を感ずるやうになりましたために、此第十六師團から派遣して置きました所の部隊は、之を南滿洲に歸さなければならぬと云ふ狀況を認めたのであります、此部隊を交代せしむるために、昨年九月第十三師團より步兵一旅團と工兵二中隊を、西伯利に派遣せらるゝことになつたのであります、然るに此部隊が浦潮斯德に派遣せられました其時は、恰も沿海州方面に再び紛擾を惹起しましたために、遂に此部隊は南滿洲から派遣をして居りまする所の部隊と、交代することが出來ずして今日矢張沿海州の守備に就て居る次第であります「オムスク」政府の軍隊は、昨年夏以來の頹勢を挽回すると云ふことを企圖致しまして、歐羅巴露西亞の過激派に對して、九月中旬に攻擊を開始したのであります、此攻勢は一時勝利を得たのでありまするけれども、遂に究極の目的を達することが出來ませずして、十月の中旬再び「コルチヤック」政府の軍隊は、勢ひ不利となつたのであります、已むを得ず退却を開始したのでありますが、併し其の退却は遂に敗走と變じまして、十一月上旬には「オムスク」を撤退することになりまして、遂に十五日には「オムスク」も亦敵の手に委ねると云ふことの悲境に立至つたのであります、此狀態が一度極東に傳はりまする共に、不安の念に驅られて居りました所の民心は、益々動搖を來しまして、又此機會を捉へて「コルチヤック」政府に反對をする一部の團體は宣傳に努めて、之がために著しく人心の[illegible]したのであります、隨て此狀態は極東には[illegible]致しまして昨年の夏頃に較べまするど、我が[illegible]には更に其度を高めたのであります、[illegible]に東奔西走、此秩序の維持、[illegible]に努力致して居りましたけれども、何分地域の廣大なるために、思ふやうな効果を擧げることが出來ないのであります、我が派遣軍の兵力は唯今申上げまする通りに、南滿洲から增加致しました所の部隊を合しまして、今日は兵力は約二萬六千であります、此二萬六千に對しまする兵站の勤務、乃至は鐵道、電信、其他交通の勤務に從事して居りまする部隊を合しましても、約三萬に過ぎないのであります、而して守備して居ります所の箇所は百十餘箇所に及んで居りまして、其守備致して居りまする鐵道の延長は、實に三千哩に達して居る次第であります、昨年の八月以來破壞せられました所の鐵道沿線の橋梁の箇所は、毎月平均百二十五であります、甚しきは一夜に四十箇所も破壞をせられた所があります、是等狀況に稽へましても、派遣軍の實に勤務の辛酸なる事は思ひやられる次第であります、殊に最近「イルクーック」の政變以來、一人守備勤務に從事して居る所の將士の辛勞は、一層增加致した次第であります、曩に「コルチヤック」政府は「オムスク」の撤退と共に其政府を一旦「イルクーック」に移しましたが、去りながら遂に自分の不利なる形勢を挽回することが出來なかつたのであります、却て之に反對する團體の計畫が著々効を奏しまして、十二月下旬曾て「コルチヤック」の部下でありました所の露西亞の軍隊が反亂を起し、本年一月に入りましては、政府の權威と云ふものは、殆ど地を拂ふと云ふ狀態でありまして、今日は事實上「イルクーック」の附近は、全く「コルチヤック」に反對の政治團體の勢力に歸して居る次第であります、今日は殆ど西伯利の政權に何等統一致す所は無いのであります、又其秩序も、漸く聯合與國の威力に依つて維持せられて居ると云ふ次第であります、此政變の結果は、遂に極東三州にも及びまして嘗て「コルチヤック」軍と共同に動作を致して居りました所の、露西亞の軍隊中にも叛亂者が續出を致し、逃亡者が相踵ぐと云ふ狀態でありまして、日本の軍隊は唯だ此狀態から考へましても、自己の存立上、甚だ危險を感ずる狀態に在るの

であります、右の狀態でありますするから、第十三師團の殘部を增加すると云ふことの必要を認めたのであります、それがために昨年十二月、從來出兵と云ふことに付て、始終協調を保つて居りました所の亞米利加に、了解を求める手續を致したのであります然るに本年の一月上旬になりまして、亞米利加は突然西伯利駐兵の全部撤退と云ふことを聲明することになつたのであります、此に於て日本軍として益々自己の存立上の危險を感ずるやうになりましたので直ちに一月十五日に第十三師團殘部の派遣を御命令になつた次第であります、目下其輸送途中に在ることゝ御承知を願ひたい「チェック」軍は「チタ」方面に向つて歸還輸送の途中、或る誤解から哥薩克軍と衝突を致しましたが、是亦日本軍の調停に、依つて、今日は互に和解を致しまして「チェック」軍は今や再び還送輸送の途に就て居るのであります、日本軍としましては、自分が保持すべき交通線に危害を加へ、又は我軍に對して攻擊的態度を執らぬ限りは、故ら好んで之を討伐すると云ふやうなことは無いのであります、左樣な場合には、亦努めて露西亞軍に此措置を致させるやうに致して居ります、又日本軍が西伯利に出動致しました當初の宣言に顧みまして「チェック」軍の救援と云ふことが主なる目的でありましたために、其目的と云ふものは、今日尚ほ之を益々繼續することの必要を認めて居ります、隨つて日本軍としては、今日「チェック」軍の歸還輸送と云ふことに付て、十分の努力中であります、唯今國民を代表して、寔に深厚なる同情の御決議を得ました次第でありまするが、我が派遣軍は、一昨年出兵以來寔に困難なる任務に服して居ります、又極めて烈しい寒氣と鬪つて、今日は寔に同情に堪へぬ勤務に從事して居ります、戰死者は七百七十名、病死者は四百七十名、合計千二百四十名の損害を出しましたのは、寔に遺憾とする所であります、左りながら一般の衞生狀態を申しますると、極めて良好でありまして、且つ我軍隊の軍紀は極めて嚴肅で、且つ旺盛でありまして、遺憾なく帝國軍の面目を發揮して、國威を中外に發揚して居りまする云ふことは、皆樣と共に寔に喜んで居る次第であります、又唯今申上げました、派遣軍の辛苦、勤務に從事致して居りまする其の狀態に對しましては、私共衷心より派遣軍將士の勤務に對して、感謝を致して居る次第でございます、何れ此の勤務の狀況の細かいことは、不日印刷して御手許に配付することゝ致す考であります、それにて詳細の事は御了解下さるやうに御願ひ致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 是より質疑者の發言を許可致します、通告は二十名に上つて居ります、順次是より指名致します、片岡直温君。

〔片岡直温君登壇、拍手起る〕

○片岡直温君 諸君本員は唯今施政の方針、外交の顚末等に就て御演說になりました中に、質疑を要すると信じまする點を質問を致したいと存じます、實は總理大臣並に外務大臣の演說は、十分精細なる今日の事態を解決して、國民に安心を與ふるだけの御演說のあることゝ信じて居つたのであります、何となれば外務大臣の御演說にもありました通り、國際聯盟、並に勞働規約なるものは、新世界の大憲章とも謂ふべきものである、此大憲章に依て是より世界の平和世界の發達を進めて行かうと云ふ場合でございまして、而も其時の事を取極めるには、我が日本としては、五大國の一として、之に參與を致して居る今日でございますから、是等の顚末を國民に披瀝なさるには、今少し詳細なることが當然であらうと私は確信を致すのであります、然るに總理大臣の御演說は僅に十分間、外務大臣の御演說は二十五分間固より時間の長短を以て、其の抱負の厚薄如何を論定すべきものでございませぬが、而かも其短時間中に吾々の期待する所のものには、一向觸れて居らぬことを甚だ遺憾に存ずるのであります、併ながら既に御演說の濟んだ場合でありまするから、それを兎や角申しても致し方がありますまい、是より事實に就て御質問を試みたいと思ひます、先づ第一に今總理大臣の御演說中に、日英同盟の鞏固なるを慶はれたる御言葉があつたと存じまするが、是は私も同感であります、而も是は既往の事に屬して、將來の事には御話しが及んで居らなかつたと存じます、私の問はんと欲する所は、日英同盟の將來を如何にするか、是が問の要點であります、抑も日英同盟が過去十八年間、啻に帝國の外交平和の樞軸となつたばかりでなくして、平和の一大根柢であり、又世界平和の一大支柱であつたと思ふのであります、此點に至つては、今私が喋々の辯を要せぬことであります、然るに今回國際聯盟規約なるものが出來ました、世上往々此國際聯盟規約と日英同盟協議と牴觸するところがある、斯う云ふ疑念を懷かるゝ方があるやうであります、成程字句の末節に就て考へますれば、多少此疑念はあると存しますが、左りながら聯盟の精神たる所の平和の根柢……根柢と言ふが宜いか、根本と申しますか、其根本を維持する所の上に於て其精神は恐らく相違する所がなからうと存します、現に此國際聯盟規約の出來ます一方に、英、佛、米此三箇國は、特殊の協約を結んだやうに承つて居ります、要するに日英同盟は日英二大文明國が、世界平和に貢獻する所の活きたる歷史と斯う見て宜しいことであらうと存じます、然るに此日英同盟協約は千九百十一年七月十三日に調印され、さうして本協約は調印の日より直ちに之を實施し、十年間效力を有すと斯う云ふことになつて居りますから、其時より起算致しますれば、明年の七月十二日に於いて、效力を失ふことゝ相成ると存します、然らば現內閣に於て、之を繼續すると云ふことの御意志があるや否や、又繼續する御意志があるならば、多少準備を御進めにならなければならぬことゝ存します、從來の例に顧みて見ましても、餘程前よりして、互に意見の交換を行ひ、準備を爲して、さうして此結果を見て居るものでございますれば必ずや明年七月とまで迫つて居る、今日に至つて、何等の準備を進められたことが無いと云ふ筈はなからうと、私は信ずるのであります、尤もう此期限りで、別に繼續を望まないと云ふことであれば、それは格別であります政府の抱持せられる所の將來の御所見と、其準備行爲の模樣を承りたいと存します、次は今回の平和會議に於て、人種的差別撤廢案なるものを御提出になつたのでありますが其提出を爲された所の動機、其經過如何、之を御尋致したいと思ふのであります、之を御答下さる時には、最初御提出になつた所の案の內容、それから提出後に屢々之を御變更になつたと云ふ其理由、之を併せて御答辯を請ひたいと存します、我國は世界中に於て、其面積の割合よりは人口の多いと云ふことに付ては、殆と異論の餘地がない國であります而も每年六十萬、乃至七十萬人程の人間が殖えるのでありますから、此增加する國民を將來如何に按排するかと云ふことは、我國爲政家の最も考慮を要する點である、我國は別段に是等を按排する所の植民地を持つて居ると云ふ譯でもない、然らば今回の平和會議に於て、國際聯盟なる、即ち世界將來の禍根を斷ち、永遠の平和を期するために國際聯盟案を議する——其案を拵へるに參與すべき地位に立ちたる我國の全權に於て、日本は建國以來古い國である、此古い國の今日までの歷史は、實に歐米各國と國民組織の上に於て、多少異なる所の家族制度の狀況、又國民の極めて穩健順良なる性質を有する點等に對して、十分に之を說明し、一方に勞働規約案を確定する時に方つての資料を供し、一方に於て、我國民の年々增加して行く所のものを何れかに都合好く按排さるゝやうな途を講じて行くと云ふことは、實に絕好の機會であつたと私は信ずるのであります、然らば人種的差別撤廢等なるものゝ其の裏面には、移民と云ふことが含まれて居ると云ふことは當然である、既に移民と云ふ事が含まれて居るとすれば、將來に於て多く移民を容るゝ所の餘地を存して居るものは、亞米利加の植民地、英國の植民地である、然らば此問題を提出しやうとすれば、豫め是等兩國の諒解を得て置かなければならぬ筈である、其諒解を得て初めて提出して、以て其目的を達するや否やと云ふことが、測定せられる譯であらうと私は思ふのであります、然るに我全權委員が此問題を提出されたのは、二月十三日「ホテル、ド、クリヨン」此場所に於て國際聯盟案の第二讀會、即ち最終の會議に提出されたやうに承るのであります、若し此問題を最初より豫期して以て、貫徹をしなければならぬと云ふ確信を有せらるゝならば、此國際聯盟規約案の委員會の開ける、眞最初より之を宣言なさつて、諒解を求めると云ふ手段に出なければならぬ筈であつたと思ふのであります、然るに事其所に出でず、會議の最終の日に以て之を提出されて居る、此に於て其提出、即ち此人種的差別撤廢案を御提出になつた動機を、私は疑はざるを得ぬのです、最初から確信があり、さうして最初から關係國の諒解を得ることに努めて置くと云ふことでございましたならば、斯の如き重大なる問題に就ては、最早早く決めなければならぬと各國の期待して居る問題の議事の最終の日に提出せらるゝと云ふが如き事はあるべき筈はないと考へる、此に於て私は其動機を疑ふのと、其確信を疑ふのであります、元來他國に向つて請求を致すと云ふ、此問題は簡單に要を申せば日本人を他國人と區別せずして入國を許し、平等に

待遇すべしと云ふことが、此の目的を達する所の要項であつたぢやないかと思はれる、是は當然の理窟である、此當然の理窟でも、從來實際の問題としては、中々困難を感じて居ることがある、此困難を感じて居らるゝと云ふことは、十分の御經驗を有せらるゝ我政府である、然らば前以て今申上げた如く餘程の諒解を得て置かなければならぬ筈であつたと云ふことは、此既往の經驗に依つても、當然の事と私は信ずるのであります、(「諒解を得らるゝと信じますか」と呼ふ者あり)諒解に努めなければ、諒解の仕樣がないぢやないか、(「諒解を得らるゝと信じますか」と呼ふ者あり)然るに當時承る所に依りますと、移民問題、勞働問題とは懸離して論じなければならぬと云ふことを、當時の石井米國大使が亞米利加に於て聲明され、さうして我が牧野全權が之に同意を表されたことは、當時の新聞で承知致して居るのである、元々我國に於て此移民問題の外に於て、特別に日本に限つて、特別なる不遇を被ると云ふ如き事實は私は無いと考へる、然らば此聲明された趣意は、私は十分に諒解を致しませぬが、日本としては、此點に向つて全力を御注ぎなさると云ふことは當然であつて、又國民の期待する所である、既に確信を有して之を國際の會議に提出する、提出する以上は、之を貫徹すると云ふことに對しては、全力を擧げて進まなければならぬ努めなければならぬ、然るに何ぞや屢々其內容を變更せられたのはどう云ふ譯であるか、初めは國際聯盟規約中の一箇條に之を挿入せんと力め、後には國際聯盟の前文中に此意味を現すことに致したいとし、尙其後に於て、文字の修正をなさつたと云ふことを承つたのでありますが其變更になつた理由、變更の模樣最初よりの提案の內容等を詳細に私は承りたいと思ふのであります、何となれば是は遂に此際には行はれなかつたのでありまするが、我國の將來としては、此增加する國民を如何に、按排して行くかと云ふことに就ては、最初に申上げた通りのことである、將來の上に大關係を有する或け處る、今回の此確信なき動作は、將來に於て障害にこそなれ、何等の利益を玆に持たなかつた、斯う云ふ事を私は甚だしく憂へて居るものである(拍手起る「のう〱」「もう止せ々々詰らぬ」と呼ふ者あり)貴方がたに取つては少々御苦痛でありませう、(拍手起る、「何を言ふ」と呼ふ者あり)

次に日本が五大國會議より除外せられ、其除外せられた理由は如何であるか、是が問の要點である、我國が今回の戰爭に對しまして、其策戰を共にし、さうして將來の平和に對しては、單獨に敵と講和を致さず、講和を爲す時に當つては、必らず豫め相互の協議を盡して、さうして其目的を達すると云ふ事に對しては大正四年十一月に於ての彼の單獨不講和の取極に依つて、明かになつて居るのである、隨て休戰、引續いて平和の會議を催さるゝに方つては、當然此取極に依つて、五大國の一として之に加はるの權利を有して居るのみならず、當時(「緩くりやれ」と呼ふ者あり)無論緩くりやります、時事新報の特派員の通信に依りますると、此講和會議なるものには、會議の規約なるものが出來て居る、其規約の第一條を見ますると、「一般的利害關係を有する五大國即ち米英佛伊並に日本は凡ての協議會及び委員會に參與す可し」斯く一條は出來て居る、さうして其第二條に於ては、右五大國の外に國々の名を擧げてさうして其利害のある所のものが議に與かると云ふことに相成つて居る、然らば日本としては、初の取極に依り、此規約の上から見ましても、當然此席に臨んで、意見を上下すべき權利あるのみならず、又義務を有して居る然るに三月二十三日四日より以來は、此五大國の會議の中より全く除かれて居る、當時我が牧野全權委員は、巴里に於ける英文新聞記者に――巴里に是は刊行して居るやうであります、此記者に向つて日本が五大國より除外をせられたと云ふことに付きましては、是は主として、歐羅巴の利害關係を相談するの場合であるから、是に日本が參與せぬと云ふことになつても、甚しき不平を感ずることは無いと云ふことを申されて居るやうであります、併ながら現に亞米利加の如き國に於きましては歐羅巴の事に關係し、極東の事に對しても關係して居る、英佛又極東の事柄に付ても關係して居る、是と同一に、日本に於きまして、直接の關係を有たざるにしても、是等諸國と同じやうに、此會議に出て意見を上下すると云ふことは、國の威信を維持する上から申しても、又取極めの點から見ましても、當然の事であります、然るに此事に對しては、政府は此會議は、首相會、或は歐羅巴の事柄であつて、日本に關係が無いのであるから、日本は是に參與しなかつたと云ふことを、答辯を爲さるゝかと思ひますが、其思はこゝ點に昨年の九月二十六日に於ける[illegible]理大臣の官邸に於て、此牧野全權委員を[illegible]され、其歡迎の席上に於て爲されたる牧野委員の御演說が東京朝日新聞に記載して居る所のものを見ますると此事がはつきり明かになつて居るやうであります、即ち此會を首相の私談會と稱し、さうして非公式のものである、それ故三月二十五日から、一時日本は此五大國から離れたのである、斯うした事を御說明になつて、さうして「其目的とする所は純然たる歐洲問題特に利害關係國間の機微に觸るゝ問題に付き懇談を遂ぐるに在り、固より正式の會議に非ず」斯う御說明になつて居る、さうして其次に我が全權は是に參與すべき利害關係のある事は、必ず參與しなければならぬと云ふ意味を御申込になつた事實も擧つて居るやうにあります、さうして向ふの答が「講和會議の議長より首相私談會は純然たる歐洲の問題に付き利害關係の變互間に懇談を爲すものなることを告げ、議事が講和の一般の問題に及ぶ時、若くは日本に利害關係ある問題の議に上る時は、必ず日本全權委員には通知する」斯う答へた、さうして六月十一日から此の會議に日本が加はるやうになつたと斯う御演說になつて居る、然らば私の今日問ふ處に對しても恐らく左樣に御答になるかと思ひまするが、私はそれを以つて滿足するやうならば、此の問は起さぬのであります、何故ならば決して此の四頭會議と云ふものが、歐羅巴の事だけであつて、日本に關係の無い事であつたとは認め得難い其の譯は巴里發五月十六日外務省著電、斯うして外務省より御發表になつたものがあります、それは斯う書いてある「委任統治地域首相會議決定五月七日首相會議に於て獨領植民地に關し左の通り決定せり」、さうして「トーゴー及カメルンの將來に關しては英佛兩國に於ては國際聯盟に對し共同建議を爲すこと獨領東阿弗利加は英國の委任統治たること」斯く云ふやうにずつと擧つて行きまして、次に「赤道以北の獨領諸島は日本の委任統治たること」斯く極められてある而も是は日本の外務省に著電して、日本の外務省が御發表になつて居る事でありますから、恐らく誤はありますまい、誤ならば當時何か正誤も出たらうと思ひますが、それも一向見ませぬ、又事實に於ては斯く決められたに相違ない、然らば五月七日の首相會議即ち四頭會議と稱するもので、是れだけの事が極められて居る、[illegible]日本の[illegible]する事柄は明かに茲に決められて居るではないか、然らば此首相會議[illegible]と稱し、[illegible]頭會議と[illegible]のか、日本の利害關係になる事に[illegible]して歐羅巴の問題機微に觸る――機微に[illegible]のみの意見を非公式に相談したと斯う云ふ點に日本の全權が日本に御歸りの上、國民に向つて御披露にはなつて居りますけれども、其事實は今申上げた通りの事を存じて居るのであります、即ち日本は三月二十三日頃からして――牧野全權の、官邸に演說された事に依りますと、六月十一日とある、もう少し私は早かつたやうに思ひますけれども、まあ全權がさう言はれて居りますから、さうして置くより外はありませぬが、此日までは此會議に干與しない、而も日本の重大なる關係のある事が決められて居る、さうして其後に至つて單に形式的に、即ち他の小國と同じ樣に、形式的の此相談を御受けになつて、之に御同意になつて居ると云ふ譯である、本來外務大臣の先刻の御演說にもありました通り、世界に對し平和を維持する上に於て、條約其他の協約等を守つて、さうして平和に貢獻すると云ふ御精神は、極めて結構でありますけれども、既に得たる所の權利をも無視せられても、先づ平和を尙ぶためには退いて居ると云ふ如き御態度に至つては、私は頗る遺憾に堪へない(拍手起る)若し私の今證據を擧げた事が誤りであるか、若くは此九月二十六日の朝日新聞に長々と書いてある記事か、何にかが間違かも知れませぬが、是が何れか間違にしました所が事實上委員會にせよ、協議會にせよ、之に列席するの權利を有しながら長い間之に參與せず、さうして其處等の方で決つたものを、他の小弱國と同一に、形式的に之に同意をせらるゝの已むを得ざる境遇に至つたと云ふ事は、我國の地位に對し、將來國際間に對立する上に於て非常の凌辱とまで私は申したい位に考へる(拍手する者あり)遺憾千萬に考へる、果して此事實は如何でありますか、恐らく事實の中には間違はありますまいが、今申上げた私の斷定した通りに、相違ありませぬか、多少諒恕する點があるかどうか詳細な御說明を願ひたいと存じます、其の次は日本は山東を占領したる事なきに、山東半島を其完全なる主權の儘支那に還附すと聲明せるは何故なるか、是が問の要旨であります、日本が靑島を占領して居

つた、斯う申すことは是は疑はない、併ながら山東を占領して居つたと云ふことは事實無いのです、今外務大臣の御演說中にも、山東と稱する稱呼の問題より、山東省を日本が占領して居りはせぬかと云ふが如く世界の人々をして誤解せしめたのは、甚だ遺憾に考へた、斯う云ふことを演說になつて居る、如何にも其通りである、然るに其政府の當局者並に我が全權委員は、山東半島を占領して居つたかの如く其主權を完全に支那に還附する、斯う聲明をせらるると云ふことはどう云ふ事であるか、成程山東鐵道の事は占領中に在りませう（「三百ですな」と呼ぶ者あり）占領中に在りとするが、併ながら此山東鐵道と云ふものに對しては、既に膠州灣還附の公文を送る際に於て、明かに山東鐵道占領の事はあるけれども、是は實際に於て膠州灣租借地の延長であつて、即ち租借地の一部と看做すべきものであると云ふことを、支那に於ける我が公使より支那政府に聲明して、さうして支那政府に於ても、之を諒解して居ると云ふことは事實であります、然らば此膠州灣を占領して居ると云ふ事實に對して、尙廣い區域を占領して居るが如くに、世界の人をして誤解せしむると云ふことに立至つたと云ふことは、是は巴里に於て此山東省の問題を、支那の全權委員なる者が種々に宣傳を致して、さうして彼の顚末を新聞等に依つて綜合して見ますると、數箇條に亙つて、日本が山東省に非常なる野心を懷いて居つたかの如く、言ひ換へれば針を棒の如く言做して、外國人に惡感情を懷かしむるやうに努めたと云ふことは、疑ふべからざる事實であります、然らば此時に當つて、日本が此支那の大使が誇張に吹聽して居るものに對しては、成るべく日本の立場を好くするために、實際占領して居る區域の決して山東省の半島にも非ず、全島にも非ざることを明かに爲さることが當然である、さうして今此議會に臨んで外國人の誤解を受けたのは甚だ宜しくないとして說明を爲さるに拘らず、牧野全權委員は、巴里に於ても、山東半島を完全なる主權の下に之を還附すと聲明せられ、さうして內田外務大臣に於ても、同一に其事を裏書して、さうして聲明を屢々繰返されて居る、抑々日本に於て、日本の軍人が占領した區域を、知らぬなぞと云ふやうな事も無い筈でありまするが、一方に誤解せられたことを憂へると云ふことゝ此事實とは、確に矛盾するではありませぬか、何故に左樣な不利益なる聲明を爲さつたのでありますか、此事を詳細に伺ひたいと思ふのであります、次には靑島に專管居留地設置の代りに、共同居留地を設置するに就て、考慮中であると云ふことを御聲明になつて居りまするが、其考慮するに至りし理由、並に考慮の結果はどうでありますか、之を承りたいのであります、（拍手する者あり）八月の二日であつたと思ひまするが、內田外相が、此事ばかりではなく一の聲明を發せられた、其聲明中に、今申上げた山東半島を、支那に完全に還すと云ふ事も言はれて居るのである、其終りへ持つて來て、之を考慮中であると云ふことを仰せられて居るやうであります、抑々此靑島に專管居留地を設置すると云ふ事を決めましたのは、是は大正四年五月二十五日、日置全權公使に依つて、明かなる文書が示されて居るのであります、それは極く簡單なものでありますから讀んで見ませう、「日本國政府は現下の戰役終結後膠州灣所轄にして全然日本の自由處分に委せらるゝ場合に於ては左の條件の下に該租借地を支那國に還附すへし膠州灣全部を商港として開放すへし、日本國政府に於て指定する地區に日本專管居留地を設置すること」其次は「列國にして希望するに於ては別に共同居留地を設置すること」斯うちやんと決めてある事實でありませう、即ち膠州灣の租借地が、日本の自由裁量の下に歸するやうになつた時は、斯うすると云ふ事が決つて居るのであります、而も斯う二箇の居留地の事が明かに書いてあるに拘らず、今度の聲明書を見ると云ふと、專管居留地設置の代りに、共同居留地を設置することを考慮中だと斯う云ふ事が書いてある、（拍手する者あり）是はどう云ふ事である、初から二つ無くして專管居留地を置くやら、或は共同居留地を置くやら分らないと云ふ時か、若くは專管居留地と決めて居つたが、共同居留地の事は何も決めてなかつたと云ふ時には「代りに」と云ふ文字が適當しませうが二つちやんと決つて居る、さうして是が自由の意志であつて、さうして支那に於て同意を得て居る事である、然らば是は代りと云ふ言葉を御遣ひなさつたことに、何ぞ意味があるのでございませうか、何所から考へても、意味が分るのではありませぬか、加之私の最も此御考慮中と云ふ、御考慮の動議に對して疑はざるを得ぬと思ひます事は、我が全權が巴里に於て、此山東省の問題を獨逸と約束を致さうと云ふことに對する、所謂五大國會議と云ひますか、四頭會議と云ひますか、其時に於て、日本に此支那との文書を示してはどうかとの意味を「ウヰルソン」君が言はれて居る、日本の全權も、日本政府に於て異議なくば、差支なしと云ふことも新聞に見えるのでありますが、それが見えるかと思ふと「ウヰルソン」大統領の陳述書に依れば、日本に於ては靑島に對して、普通の條件で一の「セツトルメント」を靑島市に置く、斯う云ふことを牧野全權の聲明に依つて承知して居つて、支那と斯樣な文書の交換取極等のあると云ふことは認めて居らぬと云ふ意味に陳述されて居るやうである、言換へれば八月二日に於ける我が外務大臣の聲明に對しては「ウヰルソン」君は之を訂正するの趣意ではないが、補足するのだと言はれて居ることがありますが、其補足と云ふことと其陳述と、外務大臣の聲明陳述と、多少矛盾があるやうにも見える、其矛盾の有無に拘らず、既に一の共同居留地を靑島に置くと云ふことを牧野全權が聲明して、それを信じて居る、斯う云ふことになつて見ますると、專管居留地を置く、次に列國が希望するならば、共同居留地を置くと云ふ二箇の取極と云ふものは、此講和會議に於ては、明かに施行することになつて居らぬかの如く思はれる、それ故に即ち一の「セツトルメント」を靑島市に置くと云ふことに爲さつたために、一方日本に於て斯樣の書面の遣取りまであつて事が決つて居る、此に於て此始末に御窮しになつた所より、即ち代りに專管居留地を置くと云ふことを、考慮中であると言はれた譯でないかと云ふ風に考へられるのである、如何に善意に解釋しても、考慮の起りさうなことがない、又其代りになどと云ふ言葉を——代りと云ふ言葉を持つて來られさうなことがない、それからして此問題に關係した、最も中心とも見られる所の「ウヰルソン」君の陳述なるものに依つて見ますと、外務大臣の陳述を打消し、訂正する如くにして以て、訂正するのでないが、補足すると云ふ體好き言葉を用ゐられた、さうすると考慮をされた所のものは、全く一時の體裁を作るために事此に至つたのでないかと思はる、（拍手起る）是は少々申し過ぎる言葉かも知りませぬが、どうも事實さう推定することが已むを得ぬやうである、又仄に承る所に依ると、對手が支那である、支那と是は相談をせぬと決められぬことであるから、考慮中であると云ふ風に言はれたやうになつて居りますが、支那と交渉も何も無いではありませぬか、斯の如く明かなる文書が發送になつて、さうして既に巴里に於ても問題になり、又日本に於ても屢々此事は繰返された問題であります、何も對手方と相談しなければ、やれぬなどと云ふことのあるべき問題ではない、日本に於ての考慮如何に依つて、之を實行すればそれまでの話である、何故に考慮せられなければならぬことが起つたか、どうしても是は分かり得ないから、斯の如き推定の言葉までも加へて御質疑をせざるを得ぬのであります、明かなる御答辯を願ひます、次は對支借款のことでありますが、是は唯今の御演說中に、昨年御決めになつた方針を別に更へて居ない、列國と協調を保つてやつて居るのであると云ふことを、既に御演述に相成りましたから、殆ど私は之を問ふを要せぬ筈であるに拘らず、もう一つ之を繰返さざるを得ぬと思ふのであります、何となれば、如何にも一昨年の現內閣組織後に於ける議會に於て、日支借款に對しては一旦打切る、斯う云ふことを御聲明になり、此聲明は支那に向つて御通知になつて居る筈と信じて居ります、それから又今外務大臣の言はれた通りの方針を御執りなさることが、當然なりと私は思ふのであります併ながら多少は此方針を更へて居りはせぬかと、斯う思はれる所の事實を玆に持つて居るのでありますが、是がどうでありますか、即ち一昨年十月の中秋節に際して、我が阪西、靑木兩顧問の斡旋に依つて滿鐵から五十萬圓貸與になつたことがありませう、それから今回來る舊節季の用として、新たに阪西顧問の盡力に依つて、泰平組合より百萬圓を貸與することになつて居りませう、元來日支借款に對しては妙な者が飛出して行つて、變な事をする所より、兩國の間の疎隔を來し、世界の疑惑を招いた事實より之を打切ると云ふことに爲さつたことは、寔に結構な事であると私は贊成を表して居るのである、然るに斯樣なことの事實は、先刻此所で御演述になつた事とは、矛盾するやうに思はれるのでありますが、果して如何でありませうか、それから今一つの借款昨年米國より提議されました所の所謂支那に對する四國借款、共四國借款に對して我國の御方針はどうであるか、それから經過はどうであるか、是は或は大

務大臣より御答になるかも知れませんが、どちらから御答になつても宜しうございます、要するに我國は此滿蒙と山東省に於きましては、條約に依り、若くは其他國際上の取極に依りまして、優越權を有して居るものであります、殊に此南滿洲からして東部内蒙古、此方面に對しましては、歷史上から見ましても、又經濟上から見ましても、どうしても離るべからざる連鎖の下に此優越權を確保して、さうして支那と日本と互に共存の誼を以て立たなければならぬことゝ信じて居るのであります、然らば現内閣に於きましては、此南滿洲東部内蒙古、及山東省に於ける條約上、又國際上よりの取極めに依つて得て居る優先權は、四國借款團より除外すると云ふことは、當然御異議のない事であつて、其方針を執られることゝ信じて居りますが、果してさうでありますか、又其後此借款團に對する經過は如何になつて居りますか、此事を伺いたいと思ひます、次は西伯利の出兵問題であります、是は今日尚ほ現在に於て進行しつゝある問題でありまして、而も國民の身命に關し國帑の費を見る所に於きましても、莫大なものであります、實に重大な問題であります、故に此質疑を申上げるに付きましても、十分に虛心坦懷、氷解の行くやうに御努め下さることは當然であります、先刻の陸軍大臣の御演說は、出兵の――出兵後の經過即ち我兵隊の苦心慘憺たる狀況と、露國の内の紊れて居る態は、明かに分つたのであります、併ながら私の問はんと欲する所は、出兵の目的――出兵の目的を先づ第一に聽きたい、之を御尋する箇條を一つ最初に分けて、其分けた事柄に對して御答を得たいと思ひます、即ち問の一つは出兵の目的、最初は「チェック、スロバック」の救援と稱し尋て秩序維持と稱し、事實上は過激派討伐に從事しつゝあるやうに見ゆる、其目的果して如何、是が一つの問、それから今一つは露西亞の内情を見ると、過激派と稱するも其内容必ずしも一ならざるに似たり、過激派とは果して何者を指すのか、是が一つ、今一つは米國との最初の共同出兵協議より、尋て鐵道の管理、並に最近の米國の撤兵に至る迄の交涉經過の内容如何、是は先刻御話を得た所のものに依つて分る點もございますが、まだ分らぬ點があります、此分らぬ點は後とから御話します、それからもう一つ更に英佛との交涉はどうであるか、此四つに分けて御尋をするのでありますから、四つに分けて御答を得たい、併ながら時間を取りますから、問は總て綜合して御尋をするのであります、露西亞に最初に宣戰をせられた所のものは、所謂宣戰の宣言に依つて明かなるものがあります、是は今私が讀上げるまでもない、大正七年八月二日各大臣連署の中に宣言をされて居る其宣言の要旨を捉へて言へば、「チェック、スロバック」軍の東進を沮害して居る所のものを、其阻害を排除して行かうと云うのが第一、それから、獨墺の俘虜が――捕虜が侵入すると云ふことに對する防禦、是が最初の出兵の目的であります、然るに曩の議會の初めに當つて、又其後議會の終りに於て、陸軍大臣は、既に「チェック、スロバック」の救援に對する目的は達したが、秩序を維持する上に於て今直ぐに兵を引くことが出來ない、併ながら其目的を達したに付ては、過半の兵は撤退さして居る、即ち三萬五千――約三萬五千程の兵は撤退をしつゝあつた時でありました、然るに今日の御演說を承ると全く秩序維持に在るやら「チェック、スロバック」をまだ救援をしなければならぬと云ふ必要を繼續されて居るやら、御言葉中には、自己の存立上此儘には措けぬと云ふ御言葉も承りました、陸軍大臣の御言葉には、鐵道の守備を十分にして、完全なる政府を――完全なる政府の出來ることを希望する、斯う云ふ風の御說明も承つたのであります、一向其趣旨の在る所を捉へ兼ねる、既に「チェック、スロバック」の救援の目的を達したと云ふことであれば、第一に此兵を總て引揚げると云ふ事が、當然ぢやありますまいか、即ち先刻此宣言書を摘んで申上げましたが、其終りを見まするご斯う書いてある、「敍上の措置を取るに方り帝國政府は一意露國及露國人民と恒久の友好關係を更新せむことを希圖するを以て常に同國の領土保全を尊重し併せて其國内政策に干涉せさるの既定主義を聲明すると共に所期の目的を達成するに於ては政治的又は軍事的に其主權を侵害することなく速に撤兵すへきことを茲に宣言す」と斯う言はれて居る、即ち「チェック、スロバック」を救援すると云ふ目的を達せられたならば、撤兵すると云ふことは最初からちやんと決まつて居る事である、然るに事實はさう爲さつて居ない、然るに此の爲めに露國全體を言へば、無論の事、廣い所でありますが、西伯利の方面だけを考へましても、實に其廣き所にして我守備兵の守備の區域だけを考へました所が、實に三千九百七哩、即ち一イルクック一迄の所を考へました所が、斯の如き長い區域であります、而も是は幹線のみ、さうすると東京から下の關迄のものを五倍したやうなもので、其處へ持つて來て守備兵を今御說明だけの兵を持つて行つて、之に配置するとしました所が、殆ど一聯隊を以て四百哩、即ち東京から姬路の間を一聯隊の兵で守らうと云ふ譯である、成程今度十三師團の一部を送り出しになつたと云ふことでありますが、是が到著致しました所が、此廣き區域、即ち先刻陸軍大臣の御說明に依れば、橋梁を壞はすこと數百、一日に幾つもの場所を破られる、電信を壞はされる、電話を壞はされる、其筈なのである、人口稀薄なる所にして、廣い空漠たる所の區域其處へ持つて行つて僅かの兵で其兵の守備間に於ては、橋梁もありませうし、沼もありませうし、山林もあるだらう、又一つ所に集つて、十分の守備を全ふしなければならぬ、鐵道の機關庫の如きもあるのであります、是等の廣い區域に此少數の兵を以てしては、完全に守り得られずと云ふことは、是はもう當然の事であつて、今陸軍大臣の御說明を待たないでも、是は能く分る事であります、併ながら一方守備に從事して居る所の兵士の狀態を見ますれば、今陸軍大臣自らも、如何にも慘憺たる苦心を致して居る、斯う言はれたでありますが私は實に滿腔の同情に堪へない、何故ならば、元來西比利の地が水が良いと云ふ譯でもなからう、さうして一番我日本人として必要な、蔬菜の如き物も寔に少ない、肉も少ない、さうして耳目の上に、平時に於て之を樂しむる物は無い、尙而かも冱寒――寒さに關しては、我内地人の想像だも付かぬ所の甚だしい冱寒、即ち寒さと闘はなければならぬ、そこへ持つて來て彼等所謂過激派と陸軍大臣の言はれる者の行動は、どうなつて居るかと云ふと恰も飯の上の蠅を追ふやうなものであります、恐らくは是は私は過激派と言はれるが過激派と稱する其實體其物を甚だしく私は疑つて居ります、恐らくは滿洲に於ける馬賊と同一のものでないか、政治上智識を有して居ると云ふ如き團體でないと思ふ、即ち今日は一の良民、明日は銃を持つて起つ、斯う云ふ有樣、之を以て掃蕩して置けば、直ぐに寧靜に歸するのでありませうか、數日を出でずして舞戻つて來て奇襲を企てる、是がために既に陸軍大臣は、七百四十名の人命を損じた、又四百七十名の病兵を出した、即ち千二百十名の我が最も働き盛りの壯丁の人命を失つたと云ふことは、實に我國の將來の上から考へても非常な不利益、加之國帑の上に於て出兵以來莫大な物を費して居る（「質問の趣旨を明にしろ」と呼ぶ者あり）斯の如き實狀、先づ實狀を言はざるを得ない實狀斯の如きものである我出兵の兵隊に對しては實に滿腔の同情に堪へないが、國民全體は、何故に出兵して居るのか、何故に生命を失はなければならぬかと云ふ事は誰も知つて居る者は無いではないか（拍手起る）即ち之に從事して居る者の士氣は橫溢して居ると幸に陸軍大臣は申されますが行つて居る者は橫溢して居るか知らぬが、我國民と致しては、何故にあゝ云ふ事にならなければならぬものであらうかと云ふことを、判然と諒知して居る者は恐らく私は無いと考へます、（拍手起る）然らば既に實狀斯の如き狀態の所へ持つて行つて、さうして此西伯利の秩序を維持しやうと爲すつた所が、此廣い區域を此小數の兵で、さうして此秩序がどうして維持せられますか、それから又秩序を維持すると云ふ必要が日本國一國として何所にあるか、最初より此の宣言を見ますと云ふと、列國協調の下に云々と云ふことをちやんと定めてあるのに、日本だけが斯の如き困難を冒して、多數の兵を尙是より以上出し、現在の兵士まで維持して長く續けて行かなければならぬと云ふことは、何所から來るのでありますか、又内治に干與せず云々と言はれますか、既に過激派と云ふものを、鎭壓若くは討伐をしやうと云ふことは、一面に於て、外務大臣の今御演說になつた如く、即ち完全なる政府を擁立したいと云ふことである、完全なる露國に通じて權力ある政府を拵へ、之を安全にしやうと云ふことが、別に隣國の誼みより割出された所の方針から來ると假定しても、日本が隣りの國の内亂に對して、國帑及人命を非常に損して、さうして是に從事しなければならぬと云ふことは、どうして起りますか、（「ひや〳〵」と呼ぶ者あり）然らば之を極く簡單に分けて申しますと、露國の廣き今日の狀態の所へ、現在の如き兵をやると云ふことは、其秩序を維持することも出來ない、秩序を維持することが出來ないにも拘らず、此秩序を維持することに尙增兵をしてやらうとしても、少し許りの增

兵では其目的は達せられぬ筈である、然らば莫大の國帑を出し、我國の陸軍を即ち常備兵を擧つて出して、尙豫備後備を召集してまで、即ち全力を擧げて以て此任に當らなければならぬと云ふ必要は、日本だけには起らぬ筈であります、既に昨日の時事新報を見れば、英佛兩國の如きは、此過激派に向つて通商を開くと云ふこと、新聞紙上には現れて居る、是は新聞のことでありますから、まだ眞僞を確めると云ふ暇はない、併ながら一方に於て米國も之を撤兵する、斯樣になつて居る、獨り日本が、此一方が撤兵すると云ふ方針を執る時に、更に兵を增さなければならぬ其增さなければならぬと云ふ御說明を承ると云ふと、自己の存立上、さうしなければならぬと云ふ御言葉のやうでありますから、自己の存立上、さうしなければならぬと云ふ理由が何所にありますか、又外務大臣の御希望の如く(「憲政會は過激派と提携ですか」と呼ふ者あり)默て御聽なさい、外務大臣の御演說の如く、完全なる政府を茲に擁立するために――擁立することを御希望なさると云ふことであれば、列國協調を整へなければならぬ(「さう云ふ議論は憲政會のみである」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君) 靜肅に願ひます

○片岡直溫君 言ひ換へれば、列國と更に大規模の計畫を協調して、さうして行くと云ふことなら、外務大臣の御希望が達せしむるかも知らぬ、併ながら大戰を經たる今日、列國と斯の如き大計畫の協調を整へることは、出來さうもないと云ふことは分り切つて居る、出來ないのみならず、既に英佛の如きは過激派と通商を始めんとするが如きことも、是は餘り距離のある話ではないと私は考へる、其列國との協調の整はざるに、日本だけが之に大に力瘤を入れ人命を損し、國帑を損して行かなければならぬ、而も行つて何の利益がありますか、又何の行かなければならぬと云ふ義務を生じますか、若しも一方に此西伯利の秩序を維持しなければならぬと云ふことが、我國民が向ふに多く居留して居るから、之を保護しなければならぬと云ふことから起れば亦格別であります、然るに我國民の向ふに居る所の者は、稍々市街の形を成して居る所は百、二百の者は居りませう併ながら我國との大なる貿易の樞要なる地に在ると云ふが如きものには、殆ど無いと云うて宜しいのであります、偶々あれば極く少數である、其他は理髮店とか、寫眞師とか、或は多くの者は醜業婦團ではないかと思はれる、若し又我居留民を保護しなければならぬと云ふ必要から起るならば、寧ろ居留民を引揚げて、保護した方がまだ宜しいではありませぬか又鐵道守備云々と云ふやうなことを屢々外務大臣の御言葉中に伺ひましたが、此鐵道が破壞せられる何とか云ふことは、日本が是に大に資力を注込んで置いて、大に利害を脊負つて立たなければならぬと云ふが如き、關係を生じて居るものぢやないか、さうして今の御演說を聽けば、日本の豫期して居つた所の政府を援けて其目的を達せしめやうとした所が、今大に力が弱つて、遂に敗走の形を爲した、甚しき散亂の狀態を呈して居ると云ふことは事實である、然らば露國に對して、將來の見當が付かぬと云ふことに歸著しはしないか(拍手起る)其見當の付かぬ所に對して、多くの人命を損することを顧みず、國帑の費えることを顧みぬと云ふことは、是は國民として、甚だ忍び兼ねることになりはせぬかと思ふ(拍手起る)即ち最初宣言の言葉から見れば、「チエツク、スロバツク」を援けると云ふ目的を達しさへすれば撤兵すると云ふ宣言が、此に明に存して居る以上は、此宣言に基く外は無い、而して我國は列國と協調して、更に方針を立てられるこそ當然である元來此西伯利に對する出兵は、最初から議會の協贊も經ず、米國との協調は七千位の兵を出すと云ふことになつて、居つたに拘はらず、七萬五千位の兵を出して見たり、さうして終りに各國が手を引くと云ふ時に、日本が兵を進めるとは、抑々何たる御趣意であります、(「ひや〱」と呼ふ者あり)私は其御精神の在る所さへも實は疑はざるを得ぬ、(「ひや〱」と呼ふ者あり)固より我國民は國の關係上必要なる事に對しては、友誼上盡すことに於ても、國の存立上盡すことに於ても、決して列國に一步も讓るものではない、併ながら日本一國のみが國帑を費し、人命を損して御附合をしなければならぬと云ふことは、我國民としては決して欲する所ではないと考へる、此以上の理由に依りまして、最初希望しました數箇條に分けて、明かなる御答を望むものであります。

(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 內田外務大臣。

(國務大臣子爵內田康哉君登壇)

(拍手起る)

○國務大臣(子爵內田康哉君) 唯今片岡君の御質問に對して御答を致します、第一は日英同盟に關する御質問、此日英同盟は、明年七月を以て效力を失ふが、之を存續するかどうするか、最早時日も切迫して居るが、何をして居るかと云ふ御質問と聽取りました、日英同盟に對しまする片岡君の唯今の御演說は、私も至極同感である、其必要なる事に就きましては、日英同盟は三回の修正を加へ、今日に至つて兩國に對して、莫大の利益を與へたる同盟であります、固より此同盟の存續は切に希望する所である、然るに此度國際聯盟規約が出來まして、日英同盟と相類似する條項もある次第であります、けれども其趣旨に於ては、一は世界全般に亘る平和を確保し、日英同盟は極東の平和を保持する、地域の相違はありますが、目的に於ては同じ事である、此兩國の條約は、相共に將來永く存續して、效力を存して行くことと思ひます(拍手起る)唯た唯今片岡君の來年七月に至つて效力を失ふと云ふ御質問は、或は此日英同盟條約の箇條を誤解なされましたか、或は能く御讀みなさらぬ點がありはせぬかと思ふ、是は來年七月に至つて、效力を失ふものではありませぬ、來年七月が初めの十箇年の期限になりますが、其後は一年間の豫告を以て、之を廢止すると云ふことになりますから、明年になりまして、英吉利若くは日本より之を廢止することを通告せさる限には、存續して行くものであります、それ故に固より此問題は、政府の考慮を懈らざる所でありまして、今日此存續に對しましては、十分に用意を爲しつゝある次第であります、此に其經過を報告することの出來ませぬのを遺憾と致します(拍手起る)第二は人種的差別待遇撤廢の議を、巴里の平和會議に提出した動機はどうであるか、其經過はどうであるか、それよりして、之に關聯しまして移民問題を御說述になりました次第でございます、是も或は我全權委員が出しました動機を說明致しますれば、自ら判明する事であらうと思ふ、抑々人種的差別待遇は、現に海外に於ける移民住民に行はれて居ることは事實である、片岡君は單に移民の輸入禁止を主とせられましたやうでありまするが、さうではありませぬ、亞米利加其他に於て、營業に於ても制限を受け、土地の所有に於ても制限を受け、色々の點に於て制限を受けて居る、或は市民になることが出來ないと云ふやうなこともありまする、若し今度の巴里に於ける平和會議が、單に對敵條約に止りましたものでありますれば斯る提議は爲さなかつたであらうと思ふ、併ながら先刻演說中にも申した通り、古來曾て其例を見ざる所の戰爭の直接の問題と離れたる、世界永遠の平和を確保せんがために、國際聯盟規約と云ふものを設けました、此規約を設ける以上は、其精神に顧みまして、斯の如き人種的差別があると云ふことは、どうしても相容れない點であります、我全權としてはどうしても此提議を致さざるを得ざる場合に立至つた次第であります、固より斯の如き大問題が必ず出來やうとは或は確信を持つて居なかつた、無論是まで斯の如き重大問題に對しまするものゝ經過を見ますると、萬難を排して進まなければ出來ない話、それ故に此人道上最も緊要なる所の提議をなしたことは、私は何も之を不思議がることはなからうと思ふ我が提議は幸にして殆ど九分まで他の是認する所となりました、(「のう〱」と呼ふ者あり)唯た殘る一部の反對に依つて、之を完成することの出來なかつたのは、寔に遺憾でありますが、此巴里に於ける此列國問題に斯の如き重大問題を議しますのには滿場一致總ての同意を得ると云ふことに重きを措いた次第であります、我全權は之を他日の機會に讓りまして、殘念ながらも其主張を見合せた次第であります、是は今後に於ても機會のある度に、無論此議を提唱致したいと思うて居る次第であります、(「なぜ遲く出した遲く出した理由」と呼ふ者あり)第三の御質問は、五大國會議より除外せられたのではないかと云ふ御質問でありますが、是はさう云ふことはありませぬ、五大國會議には、一昨年の十一月即ち休戰條約の初めて締結せられました頃より、此五大國會議なるものが始まりました、之に其時より參加して今日に至つて居る次第であり、唯た此間に於きまして、米國よりは大統領自身が巴里に來まして、此會議に參加した次第であります、是も是まで他國の大統領が、自ら斯る會議に參加すると云ふことは、寔に例がない次第でありますが、大統領は自身の旅館に彼の相談をしたいと云ふ人を招待致しまして、私の招待をしたことはあります、之を俗に四頭會議と稱して居る次第であらうと思ふ、此會議は全く大統領自己の發意より出てました、非公式の會

合であります、此會議に關しましても、若し日本に關係し、或は一般的の問題であれば、日本全權を之に招くと云ふことに、初めより其意を明かにした筈であります、又我全權は斯の如き問題に對しては、之に參加して居ります、其反對の證據として、委任統治の問題に對して、日本は參加をして居なかつたではないかと云ふ御質問がありましたが、是は日本全權は初めより此議に參加して居ります、其諒解を得て居ります、第四の御質問は能く聽取れませぬでございましたが、日本は山東を占領したことなしに何故に之を還附するかと云ふ御質問のやうに思ひましたが、(片岡直溫君「さうではない、貴方の御聲明中に、山東半島を安全なる條件の下に支那に還すと、貴方の御聲明になつた言葉を押へて言うたのであります」と呼ふ) 昨年の私の聲明のことを言はれるのですか、其山東のことは、巴里に於ける我全權が言つた事であります、(「それを貴方が裏書をなすつた」と呼ふ者あり) 私の聲明にはさう云ふ文句を使ひましたが、玆に記憶致しませぬ、後で調べて御答致します、それから第五は、共同專管兩居留地のことに就ての御質問でありますが、是は昨年聲明を致しましたことは、決して他國に要求せられて聲明したのではありませぬ、當時我國の態度に就きまして、誤解を懷いて居る者が歐米にありました、此誤解を正さんがために、其時の聲明を致す必要を認めてやつた次第であります、且つ專管居留地の代りに、共同居留地を設けることを考慮して居ると云ふことに付て、其動機がどう云ふことであると云ふ御話でありました、是は大局に顧みまして、又青島に於ける我住民の爲を思うても、或は共同居留地の方が得策ではないか(「のう〳〵」と呼ふ者あり)と云ふことを考慮致したのであります、是等の事に就て十分の考慮を費すべきものと思うて、聲明を致したのであります、今日に於ても此聲明に對しては、何等玆に多言を加ふるの必要を認めない、其結果が如何であるかと云ふ御尋でございましたが、此結果を報告すべき此處は場所柄ではないと思ふ、愈々此問題が、(「まだ考慮中だらう」と呼ふ者あり) 日支の間に起りました時に、此問題の考慮の結果が有利になる次第であります(「場所柄ではないとは何事だ」「默つて聽け」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君) 靜肅に願ひます。

○國務大臣(子爵内田康哉君) 牧野全權は日支協約を否認したかの如く、聲明を巴里に於てなしたと云ふやうな御質問があつたと思ひますが、斯る事はございませぬ、何所までも我全權は、日支取極めを有效なりと云ふことを主張した次第であります、是等の經過に就きまして爰に詳細に說明を致すことは、殘念ながら巴里に於ける此委員會、或は曩に申しました所謂「ウヰルソン」の私的會合に於てやりましたことは、未だ之れを公表する時期に達して居りませぬ、之が各國の申合がさうなつて居る話しでありますから遺憾ながら此經過に就て爰に十分御話をすることを御辭退申すより外はありませぬ、第六對支借款に對して打切をなしたが、事實は反いて居る、一昨年十月中秋節にも金を貸し、又は我が武官が世話をして、百萬圓を貸したと云ふやうな御尋がありましたが、斯る事はございませぬ、尤も對支借款と申しましても、政府が借款の打切を聲明しましたのは是は政治借款のことである、經濟借款には澤山あります、南方の方にも成立したものがありますれば、北方の方にも成立したものがあります、是は決して打切どころではない、正當なる、且有益なる經濟借款であれば、寧ろ獎勵せしめて居るやうな次第であります、私の申しました借款は政治借款である、即ち南北の妥協をして困難ならしむる所の借款を稱するのであります、それから此對支借款に關係しまして、米國より提議しました新借款團の經過はどうであるか、殊に此問題には滿蒙の問題も關聯して洵に重大なる問題である、其經過を承知したいと云ふ御質問と思ひますが、是は唯今進行中の問題であります、無論滿蒙に於て我特殊の利權を有つて居ることは、申すまでもない話である、是等の點に對しましては、政府は十分なる考慮を拂つて、此問題を商議しつゝある次第であります、其詳細の經過を玆に說明することの出來ないのは洵に遺憾でございます、第七の此西伯利の出兵の問題に關しまして、四箇條に分けて御質問でありましたが、是は私ばかりに對する御質問でない點もあるかも知れませぬが、先づ一應私より御答辯を致します、出兵の目的は、申すまでもなく一昨年帝國政府の宣言にあります通り、亞米利加の案内に應じて「チェック、スロバック」救援のために出したるに相違ない、又其目的を完了した上は撤退することも末文に書いてあります、此「チェック、スロバック」救援の目的は、昨年の議會に於きましても、聲明致しました通りに、一と先づ其の目的は達したものであります、最初の救援なるものは、「チェック、スロバック」軍が歐羅巴露西亞の東部より西伯利に掛けて、所々方々に分れて其の間には過激派があり、獨墺の俘虜があつて聯絡が出來ない、如何にも聯合國のために働いたものであつて、之れを一は救援し、一は之を利用して、當時未だ戰爭の經過中に在りました、中央同盟に對せんがためにやつたものと思はれます、兎も角も此の兵が各地に散らばつて居るのは甚だ氣の毒な次第であるから之れを救援をしたい、就ては日本よりも出兵をして貰ひたいと云ふことが、米國の提議であつた當時我政府に於きましては、此の米國の案内に應ずることを、至當のこととせられたものと見えまして、出兵をされた次第である、然るに其の後の經過に依りますと、一時は聯合國出兵救援の結果と致しまして「チェック、スロバック」は友軍相合する事が出來て、遠く東露西亞にまでも進んで、或は北海を經て、即ち「アルカンチエル」方面を經て、彼等は自分の戀ひ慕ふ所の本國に還り得る、即ち歐洲露西亞に於ける過激派を擊退して、道を彼方に取り得るやうな時代もあつたのであります、そこで最初第一の「チェック」救援の目的は、唯今申しましたやうに完了したとも申し得た次第になつて居つたのであります、然るに其後「チェックスロバック」及び之が援けて居ります所の「オムクス」政府の武運が甚だ拙くして、遂に過激派に壓されて、東の方に退却せざるの已むを得ざることになつた、そこで今日に於ては此「チェックスロバック」は、既に數年の西伯利滯在に倦き果てて、一日も早く國に歸りたいことになつて、さうして給養や何かも憐れむべき狀態になつて居る話でありますから、之を救出して、今度は本國の方に還さなくてはならぬと云ふ、此所へ事實が生じて來て居る次第であります、此點は亞米利加も認めて居りまして、今度の撤兵に致しましても、此「チェック、スロバック」の大部分が退却しないまでは、亞米利加の軍は退き去らぬことになつた、即ち「チェック、スロバック」が大部分出發をした後に、亞米利加の兵を退くと云ふことになつて居る次第になつて居るのであります、それで我國も最初出兵をせざれば已む事でありますが、其出兵の當否は、私は玆に論ずるの權利も何もありませぬ、次第であります、一たび米國の案内に應じて出兵致しまして、今日尙「チェック、スロバック」が斯の如き狀態に在る以上は、此聲援をすることは矢張り助けなくちやならぬ義務があると思はれる、それ故にそれに最も必要なる所の此鐵道の安寧を圖ると云ふことは、我軍の責務に歸して居るやうな次第であります、我軍の守備して居ります鐵道の地域は、他に比して餘程長い話であります、此の爲にはどうしても必要の場合には、多少の增兵をしても、致さなくてはならぬと云ふことからして、三箇師團を出した、即ち守備の手薄な處に我兵を派すると云ふことに致した次第であります、第二には過激派は果してどう云ふものであるかと云ふ御尋でありますが、是は中々難問題でありまして、是亦私は定義を下す譯には行きませぬけれども、日本の西伯利に於ける我兵の行動は、其定義が定まらなくちや行動が出來ないと云ふやうなことはない話で、兎も角も先刻も申しました通りに、今日の場合に於ては、此鐵道の守備に最も重きを置いて居る次第でありますから、之に防害を加へる者は過激派であれ、又は過激派でない者でも、之を征伐することがある次第であります、是は過激派なるものは片岡君の言はれました通りに純粹な過激派がどれ程西伯利に居りますか、或は過激派らしき者を過激派と看做して居る誤りもあるかも知れませぬ、併し是は深く咎むるに及ばざることと私は思ふ、要は過激派を求めてこちらより征伐するの必要はない話であります、それから米國と共同をして出兵した以來、鐵道監督、及今回米國の撤兵に至るまでの經過を話をせよと云ふことでありますが、此出兵の事に付きましては、先刻の演說及唯今の說明に於て、略ぼ盡して居ると思ひますが、鐵道の事に付きましては、此所へ一言申添へたいと思ひます、是は昨年の議會にも此處で問題になつた次第でありますが、東支鐵道、又西伯利鐵道共に、我國には重大なる關係を有つて居る鐵道でありますから之に對しては十分の考慮を拂ひ米國と數箇月に亘つて交涉をしました結果、遂に列國共同鐵道委員會と云ふやうなものが出來ました、それが浦潮に居つて其下に技術部と軍事輸送部と云ふものがあるので、それで此本部の委員會に於きましては、八箇國が之に參加をして居る、即ち露西亞は申すまでもなく、

英吉利、亞米利加、佛蘭西、伊太利「チェック、スロバック」それから支那、日本斯う云ふ工合に八箇國が委員を出してやつて居ります、之が總ての決議を致してやつて居る次第であります、何を申しても鐵道の運行を敏活にし、其安全を期待するには、矢張兵を其沿線に置くことが最も必要であります、日本は莫大な負擔を此鐵道守備のために負ふて居るやうな次第であります、又此鐵道の運行を敏活ならしむるに、最も必要なものは金であります、此金に對しましても、最初列國の間に相談をして、凡そ四千萬圓の金を作ることになりました、議が纏らずして今日に於きましては、支那が百萬圓と思ひました出資し、亞米利加が其負擔額の八百萬圓は、既に是は出して支拂つて居る譯であります、日本は貳百萬圓を出して、其運行の助を致して居る次第でありますが、尙ほ六百萬圓程、日本は出さなければならぬことになつて居ります、で英、佛、伊とも之に參加致しましたけれども、總ての關係に於きまして、日本と亞米利加とは多少趣を異にして居ります、其中の英、佛、伊等は、餘程今より先きに、其兵を撤退することになつた次第でありますから、是等の方より出資を求める譯に行かなかつた、然るに此鐵道協約の中には、出されたる兵隊が引揚げた撤退した場合には、此鐵道技術部に出して居る技術員も、悉く引揚げると云ふ一箇條が加へてありまするから、亞米利加は其條項に依つて、此度亞米利加より來て居ります鐵道技術部全體、即ちスチーブンス氏が率ゐて居る、鐵道部全體を引揚げることになつて居る次第であります、英佛の關係は唯今申しました通り、日米の關係とは最初より趣を異にして、英佛は亞米利加に先たつて兵を西伯利の方に、極く少數ではありましたけれども出して居ります、（「もう少し大聲に聞えない」と呼ふ者あり）是は寧ろ當時中歐同盟とまだ交戰中でありましたから、英佛の考へには、寧ろ「チェックスロバック」或は東方に起りました所の露國の政府を援けて、矢張牽制的若くは攻勢的に致さしめんとして、兵を出したものと思はれます是等の事に付ては、其當時日米の間に——日米に對して何等の協議も經た次第ではありませぬ、隨て其兵を撤退致します時にも、各國思ひ〳〵に兵を撤退することになつた次第であります、又米國の撤兵の事に付きましても、是も何も初めより規定をしてある次第ではない、出兵を致しました時には商議は致しましたけれども、如何にして之を撤兵するかと云ふことに付いて、必ず相談を致さなければならぬと云ふ規定は無い次第であります、是等の點を……

○片岡直溫君　議長。

○議長（大岡育造君）　片岡直溫君。

○片岡直溫君　一二唯今の御答辯に對して、御答へを願ひたいと思ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○片岡直溫君　全體を通して、御答は例に依つて不滿足は分り切つて居ります、是は復た豫算委員會等に譲りますが、唯今の御答中に、五大國より除外されたことは無い、斯う云ふことは今少し確にして置きたい、現に牧野全權が、總理大臣の官邸に於て五大國會議は中止したと云ふ、此中止の言葉を以て止めて居つた事實のあると云ふことと、六月十一日から、更に委員の中一名出席することに致したと云ふことだけは、全權の口より出て居ることだけは、御認めになりますか、それから外務省より發表になりましたる所の證據を擧げて申しましたものには、首相會議決定と云ふことが主であります、五月七日首相會議に於て、獨領殖民地に關し左の通り決定せりとあります、それが外務省から御發表になつて居ります、然るに日本の全權委員が五月七日の會議に列席して居らぬと云ふことも、殆ど全權大使は首相會議に與らなかつたと云ふことは、全權委員自らの辯明に依つても明かになつて居るのであります、之をまだ與つて居ると强て御答辯を爲さるのでありますか、それを確に承りたい、それから今一つ山東半島を完全の仕組の下に還すと云ふことは、最初牧野全權が聲明された、さうしてそれを外務大臣が裏書をされた、其裏書も亦八月二日にやつた、外務大臣が裏書された事實があるのであります、併ながらそれは調べてと云ふことであるから、調べて後に御答になつても構ひませぬ、併ながら御忘れにならぬやうに願ひます、それから人種的差別撤廢の內容及び屢屢變更された理由は、一言も御答が無かつたのであります、終りの方に行くと、外の問題でありましたが、會議の內容は列國とも言はぬことになつて居るからと云ふ御言葉でありましたが、或は其御積りで御答にならなかつたのでありますか、日本の全權が提案を致して、提案の事實を變更したと云ふことを其國の國民に言はぬと云ふことは、どう云ふことでありますか、（拍手起る）是も併せて御序の時でも宜しい、今でも宜しい、それから露國出兵に對する目的の御答辯は甚だ要を得ませぬが、玆に確めて置きたい、今の御說明に依ると「チェック、スロバック」と云ふものの救援の最初の目的は略々達して居つたが、復た一寸後戻りをしたから、最初の目的の所へ立戻つて、米國の撤兵もそれが爲めに延期をした、日本も其の目的を達せしむる、斯う云ふことに歸著することに思ふのでありますが、果して然らば「チェック、スロバック」を救ひ出してしまへば、撤兵すると云ふことは此處で明言なさる筈と思ひますが、それを爲さいますかどうか、是だけを確めて置きます。

○議長（大岡育造君）　內田外務大臣。

〔國務大臣子爵內田康哉君登壇〕

○國務大臣（子爵內田康哉君）　第一問の五國會議より除外されたと云ふ事は無いと申したのは、それはどこまでも其通りであります、五國會議が一時中止したことはあるか知れませぬが、詰まり「ウイルソン」大統領が私邸に於て爲したることは、先刻も申上げましたる通りに、是は全く非公式の事である、首相會議と申して居りますのは、或は語弊があるか知れない、大統領自身は首相ではないが、詰まり大統領が招集して、自分が相談をする所の自分の「ホテル」でやつた會議を、さう稱して居らうと思ひます、で首相會議には日本は一切參加しないと云ふことはない、——首相會議と俗に稱しますものにも、我全權は之に參加した譯であります、それから人種的差別の變更——我提議に變更を加へた經過を、何故に自分の全權がやつた事を、我國民に言ふことが出來ないかと云ふ御質問でございますが、是は我全權であらうが、他の者でありませうが、其會議に於て出でましたものは、最早日本ばかりのものではない、他國の者との、共同の是は問題になつて居る話でありますから、先刻申上げました通り、此問題に對しまして、爰に詳細の經過を申上げる機會にまだ到達して居ないのであります、それから最後に「チエック、スロバック」を救援した場合には、即ち其歸還を全うした場合に於ては、撤兵をする、それを此處で宣言するのであるか、どうであるかと云ふことでありますが、此問題は洵に重大な問題でありまして、日本と致しましては、出兵を致しました其後の經過に顧みますと、色々の問題を考慮せざるを得ざる事があります、單に米國若くは英佛等の場合とは違つて、我住民も、先刻片岡君の言はれた通り數に於てはさう澤山ありませぬけれども、所々方々に散在して居る、殊に浦潮の如きは、七八千を算へて居る次第であります、是等の始末を致さなければならぬのであります、又今一つの重大なる問題は、浦潮、「ハバロフスク」方面に於きまして、朝鮮人が餘程澤山居る、是等は過激派と聯絡を取つて、數年前より我帝國に對して、色々の陰謀を逞うして居る次第でありますから、是等に對しましても、考慮を拂はなければならぬことと思ひます、故に玆に「チエック、スロバック」を歸還せしめたならば、直ちに撤兵するかどうかと云ふことを爰に申上げ兼ねるまだ其の機會でないと思ひます。

○岩崎勲君　國務大臣の演說に對する質疑の通告は尙ほ十九名を殘して居るのであります、故に本日は此程度を以て日程と共に之を延會し、特に明二十三日例刻本會を開き、爾餘の質疑を繼續されむことを望みます。

〔「贊成」「贊成」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ないと思ひます、仍て明日は午後一時より繼續致します、本日は之にて散會致します。

午後五時二十五分散會

○大正九年一月二十三日（金曜日）

午後一時十五分開議

議事日程　第三號

一　國務大臣の演說に對する質疑　（前會の續）

第一　大正八年勅令第三百四號（承諾を求むる件）

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　大正八年勅令第四百七十八號（承諾を求むる件）

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一議員より提出せられたる議案左の如し

府縣制中改正法律案
　提出者　大口　喜六君　植原悅二郎君
　　小橋藻三衞君
郡制中改正法律案
　提出者　大口　喜六君　植原悅二郎君
　　小橋藻三衞君
市制中改正法律案
　提出者　大口　喜六君　植原悅二郎君
　　小橋藻三衞君
町村制中改正法律案
　提出者　大口　喜六君　植原悅二郎君
　　小橋藻三衞君
一議員より提出せられたる質問主意書左の如し
人權蹂躪に關する質問主意書
　提出者　横山勝太郎君　鈴木富士彌君
　　三木　武吉君
〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に掲載す〕
一昨二十二日委員長及理事互選の結果左の如し
上奏案（平和克復祝賀の件）委員
　委員長　元田　肇君
　理　事　｛富田　幸次郎君　西村　丹治郎君
一今二十三日常任委員補闕選擧の結果左の如し
第一部
　豫算委員　吉植庄一郎君（村野常右衞門君補闕）
第二部
　請願委員　櫻井庄平君（久須美東馬君補闕）
　豫算委員　山道襄一君（原脩次郎君補闕）
第三部
　豫算委員　望月小太郎君（柵瀨軍之佐君補闕）
第八部
　決算委員　河波荒次郎君（前田卯之助君補闕）
　決算委員　鈴置倉次郎君（山道襄一君補闕）
第九部
　懲罰委員　日比野寛君（森田茂君補闕）
　請願委員　前田卯之助君（河波荒次郎君補闕）

○議長（大岡育造君）　尙ほ報告があります、昨日全會一致を以て議決になりました上奏案は、目下　陛下葉山に行幸中であります、大臣も扈從して居ります、今日午前十一時宮內省に於て、次官が代つて受取りまして傳達の事を計ふことになりました、此段御報告致します、是れより會議を開きます、諸問事項があります、第一部選出豫算委員今井嘉幸君、第九部選出豫算委員武藤嘉門君、第二部選出決算委員押川方義君、右常任委員辭任の申出があります、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ之を許可致します、其部の諸君は速に補闕選擧を行ひ、御屆出あらんことを望みます──國務大臣の演說する質疑の前回の繼續に移ります──鈴木梅四郎君。

○鈴木梅四郎君　國務大臣は見えましたか──總理大臣は見えましたか。

○議長（大岡育造君）　總理大臣はまだ見えませぬ。

○鈴木梅四郎君　私は總理大臣に御尋したいのですから總理大臣の出席を待ちませう。

○岩崎勳君　國務大臣の演說に對する質疑の通告者鈴木梅四郎君は、總理大臣の出席を待たれて居るのでありますが、貴族院の關係上、總理大臣の出席に多少の時間があるやうに承りました、仍て便宜上所管政府委員が出席せられて居る、今日の日程を議題として、審議を進められんことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　唯今の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がありませぬから、日程の第三に移つて之を議題と致します。

第三　大正八年勅令第四百七十八號（承諾を求むる件）

大正八年勅令第四百七十八號

（本案は本卷一四九二頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

○議長（大岡育造君）　大藏大臣。

〔國務大臣男爵高橋是淸君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君）　玆に大正八年勅令第四百七十八號を御紹介するに當りまして、本案提出の理由を簡單に申上げます、大正七年十月以降、緊急勅令を以て、米及籾の輸入稅を免除し、尋て昨年三月以降法律を以て、大麥小麥小麥粉の輸入稅を減免致しました、是は前議會當時の事實でありますから、諸君は夙に御承知の事であります、然るに其後に至りましても物價は騰貴し、國民生活の不安、日に加はるの情勢なることを看取致しましたに依つて昨年十一月中、更に生活必需品たる大豆、生牛肉、鷄卵、綿織絲、及綿織物の輸入稅を減免して、其の輸入を容易ならしめ、需給の關係を圓滑に致さんが爲めに、憲法第八條第一項に依り、本案の緊急勅令は公布せられたのであります、此勅令は將來尙ほ効力を存續せしむるの必要がありますので、憲法第八條第二項の規定に從ひまして、議會の承諾を求むる爲めに、玆に提出したのであります、御審議の上協贊を與へられんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　日程第四、右議案の審査を付託すへき委員の選擧に移ります。

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ、岩崎君發議の通り決します、日程の第一に戾ります、大正八年勅令第三百四號を議題と致します。

第一　大正八年勅令第三百四號（承諾を求むる件）

（本案は本卷一四九一頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

〔國務大臣床次竹二郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（床次竹二郎君）　說明を致します、昨年講和會議の際、締約國は其の版圖內等に存在する敵國、又は其の國人、若くは法人に屬する財產を以て敵國の版圖內に於て、締約國民等の財產に就て受けました戰時の損害、並に債權の補償に充當せらるべき勢でありましたので、右要償の擔保を保全するの緊急なるを認めまして、大正八年六月二十三日、勅令第三百四號を公布せられた次第でございます、而して此度批准になりました平和條約に依りますれば帝國臣民及法人の受けたる損害、並に債權は、前述の財產を次で補償せらるることとなりましたに依つては、該勅令は尙ほ當分の內其効力を存續せしむるの必要がございます、仍て玆に其御承諾を求むる譯でございます。

〔「拍手起る」〕

○議長（大岡育造君）　日程の第二、右議案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ、岩崎君動議の如く決します──鈴木梅四郎君。

〔鈴木梅四郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○鈴木梅四郎君　私は主として總理大臣に御尋ねする事が多いのであります、第一に御尋ね致したい事は、昨日本議場に於きまして演說せられましたる施政上の抱負、並に大藏大臣の御說明になりました、大正九年度の財政計畫の上に現はれました施設、是れは此世界の大變局に處しまして、所謂此の大時局に順應しまする現政府の施設の、僅に其の一端を現したに過ぎないものであるか否や、若し然りとすれば、其大部分は追て其施設が定つた上に臨時會議でも開くか、或は近く遲くとも此次の議會までに、此大時局に順應すべき施設を御發表になる事であるか否や其點を伺ひたいのであります、此質問を致しまする理由は、御承知の通り、世界的に非常な大改造時期になつて居るのであります、そこで日本帝國は、此度の戰爭地からは大分隔つて居りました爲に、種々の影響を受けまする點が甚だ緩漫ではありまするけれど、併ながら非常な大影響を受けて居ると云ふ事は、事實明白な事であります、例へば國際聯盟が既に成立つて居る、此程から此の聯盟の所謂働が出來て是から生じて、所謂牛に引かれて善光寺詣り的の事を、是非共やらなければならぬと云ふ事が中々多からうと思ふ、又日本には確かな此民間施設の、國際聯盟の形も完全して居りませぬが、是も矢張世界に引摺られて、どうしても出來て行かなければならぬ、更に「ヴェルサイユ」の會議の結果としまして所謂國際勞働問題が出來た爲に、是も引摺られまして用意が出來ない、其時に我國から勞働の代表者を出して御承知通りな結果を得たのである、是は甚だ政

府も國民も、此勞働會議の成行に付きまして考へまするると云ふと如何にも不用意極まつて、日本帝國の一部分に恥辱を現したと云ふやうな點が、確に在るのであります、先づ大體の事を擧げて申しましても斯樣に外部から引摺られ、壓迫を受けて、是非とも總ての準備をせねばならぬと云ふ茲に事實があるのであります、況や今日の新聞雜誌の論ずる所、學者有識者、其他一般の説を聽きましても、或は最も斯樣な問題に付ては、從來甚だ冷淡であつた所の著實なる實業家の議論を聽きましても、中々進んだ議論が盛に行はれて居るのであります、而して全國津々浦々までも、所謂各方面各階級を通じまして、所謂改造の氣分と云ふものが漲溢れて居る、殆ど全國に充ち滿ちて居る、斯樣な時に當りまして、昨日總理大臣の述べられました所の御抱負、及今年度の財政計畫の上に現れた所の施設を以て見まするると云ふと餘りに平凡、餘りに御座なりき過ぎまして、殆ど此大時局を理解されて居らぬかの如き、私共は感を懷くのであります、それ故に聰明なる總理大臣に於かれましては、政務多端とあつて、此議會には或は間に合はぬかも知らぬが、此大時局に順應すべき、所謂改造問題に屬する種々の重要なる所の問題が御調が付き次第に、臨時議會でも御開になつて、御提出になりはせぬかと云ふ考を起すのは、決して不當の事でないと私は思ふのであります、恐くは若し是が此時局に順應する施設の大部分であつたとしましたならば、天下に現政府に對して非常に失望を致すであらうと、私は斷言して憚らないのであります、此點に付きましては、露骨にどうぞ首相の懷抱せられる御考を、其一端だけで宜しい、所謂與の手の一端だけで宜しいから、御話を御漏しあらんことを希望するのであります、第二は此議院に於きましては、未だ問題になつて居らぬ問題でございますが、併ながら既に論議されて何とかせねばならぬ問題、即ち華族制度の問題であります、現内閣になりましても新華族を御作りになりまして、既に此程も二名の男爵が出來ましたのであります、所で此華族制度は現在の儘で、果して何等の改廢を加へずして存置せられる御意見であるや否や、簡單に申せば、さうなんです、私が此質問を致しまするのは、天下多數の有識者が此問題に就て多年論じて居る、現に政友會の元祖板垣伯の如き、此問題に就ては多年御論がある殊に御臨終の際に當つて、相續者を選定せられずして辭された、是は餘程意義のある事であります、所が現内閣が近く男爵二人を奏薦されて、御作りになつたと云ふことになつて見ますると、此制度に就ては、どう云ふ御考を持つて居らるゝのであるか、と云ふことを御尋するのは、已むを得ざる必要の事と私は信ずる、此所で是だけでは分りませぬから、簡單に此質問を出しまする理由の二三點を御話しまするが、華族制度其のものは、制度自然の結果と致しまして、華族の人格人物、此人格人物の實質上と云ふものに、非常な不利益を與へて居るのであります是は詳しく私は説明致しませぬが、此制度の自然の結果として、どうしても此優勝劣敗の今後の世界に立つて、優秀なる人物を出すと云ふことに就ては、甚だ不適當なる所の制度になつて居ります、隨て此華族諸君の中には、優秀なる立派なる方があることは私も承知して居りまするが、其大部分には、生活能力の上に就て、自ら働いて生活すると云ふ此能力の點に於て、遺憾ながら他の社會と較べましては、餘程劣弱になつて居ると云ふことは、私の喋々の辯を要さないことになつて居る、又此制度の自然の結果と致しまして、素行上の事に就きましても色々な問題があります、要するに現少數の現華族社會に於きましても、既に自ら生存をする所の能力が無くなつて、其爵を世俗的に申せば、金持に之を賣るが如き形を以て其所謂家名を維持すると云ふやうな人もあるのであります、又華族の中には、同族の腑甲斐ないことを憤慨されまして、現に自ら華族を隱居の手續を執つて止された方もある、斯樣な事をしたいと云ふ念慮を懷いて居る華族諸君も中々多いのである、素行上の事に就て御話をすれば、此處で申上げるは甚だ如何かと思ひまするやうな、不倫な最も殘忍な行爲を爲された人も中々少からぬ、斯樣な事があるとしますれば、現在の制度を維持した所で、此華族と云ふものゝ位地を立派に保つて、所謂社會の標準人物となつて行くことが如何であるかと云ふことは、明白なる事である、殊に私は此生活能力、此點から考へまして、世界は一般に此經濟狀態が變化した爲めに、非常な財産上にも變動が起つて來て居る、日本に於きましても、此度の此時局に於きまして、非常な變革を來した爲めに、從來は華族と云ふものは、一番金持の階級でございましたが、今日はさうでない、華族以上の者が澤山出來て居つて、華族は位地があり、位があるに拘らず、社會上で其生活の資力乏しき爲めに、他に劣つたる所の生活をして行かなくてはならぬ、斯樣なる事が實際問題である、して見ますれば、華族の諸君の爲めにも、亦國家と致しまして、此華族制度と云ふものは、他に及ぼす所の色々な影響結果を考へて、之に何等かの改正を加へ、變革を加へると云ふことの必要は、確にあるものと私は信ずるのでございます、世間にも此論は中々盛になつて居るのであります、此點に就きまして、現政府は如何なる御所見を御持ちになりますか、明快なる御答を得たい、第三には是も當議場に於ては、初めて出る問題でございませう、貴族院制度の問題であります、是は現在の儘にして、何等の改正を加へずして宜しいと云ふ御考であるか否や斯樣な問題です、實は華族制度を完全にされました伊藤公爵が、既に此日本の貴族院に於ては、夙に此改正を加へる必要を認められまして、其企があつたことは事實であります、所が伊藤公歿後既に十年になります、而して世界は急轉直下非常なる時機に際會して居る、總ての方面皆な改造を叫んで、改造を希望して居ると云ふ此秋に方つてです、今日の貴族院制度が、果して此儘に維持し得られるや否や外國の事は、必ずしも我帝國の例として引きまする必要はないのでありまするが、併ながら其外國の大勢も見なければならぬ、二院制度は我同盟國たる英國が抑々採用されました一つの制度でございまするが、其本家本元たる英國に於きましても、此二院制度はもう數十年以前「グラッドストーン」の時代から種々なる改革を加へまして、今日に於きましては英國の貴族院と云ふものは、昔の貴族院と較べると、非常な變化を來して居る、即ち此租稅、其他重要なる問題に就きましては、殆ど貴族院と云ふものは權力を無くして居る、然るにも拘はらず尚ほ英國の現當局者は、之を以てまだ國家を維持して行きます所の制度とすることは、安心でないと云ふ爲めに、今日英國に於ては特別委員が設けられまして、現に此貴族院制度の改正を頻りにやつて居られるのであります、所が日本の此貴族院は、餘程以前に獨逸と云ふものを標準にされて出來たものでございまするから餘程變つて居るそこで貴族院の「エレメント」――は分子はどう云ふことになつて居るかと申しますれば、私が前の質問に申上げた所の少數の華族諸君が此貴族院の半分を占めて居られる、貴族院議員の半分を占めて居られる、殊に丁年になりますれば、生れながらにして、何等の修養、何等の學識、何等の經驗も無い者でも、議席に著くと云ふ權利がある、此結果として此程も或新聞か雜誌から、當議會に於ける問題に就て質問をされた、其答に――或貴族院議員は、自分は此度の議會には出席しないから、御答をしないと云ふやうな、殆ど職責上に就て、何等の考も御持にならぬやうな貴族院議員も確にあるのであります、此半數は斯樣な少數――少數の代表者である所の議員である、是が五割を占めて居りますが、跡の三割四五分と云ふものが、舊藩政府が其與黨から選擧されましたる、所謂勅選議員、それから近來は憲政會、政友會から推薦されました所の其黨與の――勿論學識經驗を無論十分持つて居られる方には相違ないが、其種の議員跡の一割二三分と云ふものが、各府縣から一名づつ――各府縣の十五人の中から一名づつ出しました多額納稅議員、即ち一番金持であると云ふ爲めに、選擧されて出て居る、是が一割二三分を占めて居る、斯樣に致しまするると、貴族院を構成しまするものは、洵に少數の國民の代表に過ぎない、假りに六千萬人の國民と致しますれば、其數萬分の一の人が代表者を出して、貴族院を構成して居ると斯う云ふことである、而して現在貴族院と我が衆議院との關係から申しまするると、衆議院に豫算先議權と云ふものがあるだけで、他は對等なものであります、斯樣なものになつて居りまするが、此改造を――前の質問に段々申上げた世界的に色々引摺られまして、日本帝國が世界に順應して行かなければならぬと云ふ場合に、斯樣な制度を何時迄も維持して居つて、果して圓滿なる國務の進行が圖れるや否やと云ふのが問題であります、私は此點に就きまして、最も痛心苦慮致して居りまする者でございます、是はえらい不急の問題のやうに或は考へる人もあるかも分りませぬが、今日は決して不急の問題でない、苟も我が日本帝國の爲めに政治を論議すると云ふ資格のある者でございますれば、此問題に就ては、最も忠實に研究を致しまして、此世界に順應すべき政策を樹てる必要が確にあると、私は斷言するを憚らないのであります、故に私は此問題を提供致します、第四は國稅負擔の均衡に關する問

題であります、現政府は、此度の財政計畫に於て、所得稅の改革をされました、其大體の方針に於ては私共多年主張した所の主張に合して居りまする點がありますから、是は無論此大體の意義に於ては贊成を表するものであります、併ながら我が日本帝國の租稅の全額を通觀して見ますれば、頗る負擔の均衡を失つて居るのであります、是は詳しく此處で說明致しますれば、時間を要しますから、極めて簡單に其要を摘んで申上げますが、一言に言ひますれば、日本の租稅は、貧者が多く負擔して居ると云ふのに歸著するのであります、御覽なさい、租稅は學問上から申しますれば、所謂租稅の轉嫁と云ふものがあつて、納める者必ずしも自ら之を出すのでない、他に轉嫁して、其實は唯だ取次に過ぎないと云ふ性質のものでありますが、それを別に致しましても――此學問上の租稅の轉嫁と云ふことを別に致しましても、日本の租稅の大部分とは云ふものは、庶民階級の負擔する所の間接稅が多いのである、直接稅と云ふものは甚だ少ない、而して其割合を考へて見まするると、總ての租稅の凡そ百分の四五より以上は富者が納めて居らぬ、百分の九十幾つと云ふものは、一般庶民階級が之を負擔して居ると云ふ事實は明白でございます、是は私の世に發表致しましたものに、詳しい統計を擧げてございまするから、それを御覽下さつても宜しいが、是は何人も今日では異議のない所であります、斯樣な偏頗なものになつて居るが政府は此改造の時期に當つて、此問題はどうなさる御積りであるか、所謂租稅負擔の均衡と云ふものを圖るべき大々的調査をして速に此負擔の均一を圖ると云ふ御計畫であるや否や此の御尋をする、次は地價問題、地租問題である、日本の地價は明治六七年の米價を標準として居る、即ち一石高くても四圓五拾錢、安い所は三圓と云ふ位な時分に定められた地價である、其後市街地は地價の修正も行はれて居りますが、全國の地價と云ふものに付ては、大した修正は行はれて居らぬ、半世紀經つても、依然として此昔の標準に依つて地價を定められて居る、さうして之に依つて地租を徵收して居る、今日は米價は五十圓以上して居る、十何倍して居りまする、此時代に此地價と云ふものが、依然として半世紀以前のものが、根本となつて、租稅を徵收する所の基礎になつて居る、凡そ世界中如何なる國に於きましても、斯樣な奇怪千萬なる事實は私は無からうと思ふ況や今日改造の氣分が漲り溢れて居るところの世界に於て、斯樣な事實が若しあつたとしたならば、實に世界の珍事として、私は噺の種に上ることであらうと思ふ、又地方は勿論加はつて居りますが、殊に都會は汽車、汽船、其他有らゆる交通機關の發達、並に種々の經濟狀態の大變化の爲めに、地價に非常な變化を與へて、一例を擧げて言ひますれば、東京大阪の如き、其他大都市に於きましては、宅地地價の修正が行はれまして、最初定められたものとは餘程變つて居ります、併ながら今日實際の賣買値段、實際の價値と云ふものが、どの位になつて居るかと云ひますれば、高きは一坪三千圓、四千圓も致して居るが、低きも一坪百圓、都會地でございますれば、百圓と云ふ相場は決して珍らしくない、之を賃貸を致しましても、一年に安い所でも四五圓、高い所は何十圓と云ふ非常な地代を取つて居る、そこで非常な此地價に大變動を來して居りまするが、此變動の實際を顧みますと云ふと、殆ど言葉で言ひ盡し得ないだけの實は數字に差を來して居るが、是も依然として矢張數十年前に修正した儘で、今日是が納稅の基本になつて居る、歐羅巴、殊に獨逸邊りに於きましては、此地價、所謂增差稅なるものを夙に實行致して居りまして、世の一般の進步、或は國家の色々の施設、鐵道を開くとか、道路を改修するとか、其他種々國家の費用を以て始終設備した其爲めに、地價の騰つたと云ふものは、必ず此地主には總て儲けさせない、是は確に國家が其一部分を取つて宜しいと云ふ正しき議論の下に、此所謂增差稅の設定も夙に行はれて居るのである、所が日本には其事がございませぬ、前に申しまする通り、地價なるものは、半世紀以前のものが其儘になつて、世界の珍談となるべき種が現存して居る、斯樣な事である、是は政府は此改造の時期に當つて、如何なる御考であるか、矢張此珍しき事實たる――惡口から申せば奇怪なる事實でありますが、善い方から言ひますれば珍しき事實、此珍しき事實を保存なさる御積りであるや否や、第六は血稅、血稅負擔の均衡であります、血稅即ち兵役問題、今日の兵役に從事致して居りまする實際の事實を申しますると云ふと、貧民階級、所謂庶民階級が、殆ど九分九厘まで占めて居る、富豪階級、若くは特權階級は種々の事情がありまして、此徵兵に多く當つて居らないのであります、兵役に多く從事して居らない、或は偶々兵役に當りましても一年志願兵とか、其他の事情に依つて、成るべく兵役を短くして居る、殊に此富豪階級、貴族階級其他の子弟は、生れながらにして身體健全でない者が多い爲めに、合格しない者が甚だ多い、隨て此合格して居る者は、殆ど唯今申しまする通りに、庶民階級が多い、即ち一身を國家に捧げまして、國家の爲めに奉公する、即ち人間最大の義務を盡す其大部分と云ふものは、此庶民階級に在る、此庶民階級の力に依つて國家が其體面を維持し、其國權を維持し、安寧幸福を維持すると云ふ事から申しまするも、庶民階級の功勞や非常に大なるものでありまするが、國家が即ち庶民階級、即ち兵役者に對して、如何なる待遇をして居るかと云ふと、非常に私は殘酷と申して宜しいと思ひます、庶民階級が一人働人を徵兵に取られますれば、確に其家は一家の生活上に非常な打擊を受けまして、それが爲めに貧乏すると云ふ事は、明白な事實であります、況や近來は此兵隊の兵營上の生活も從前とは變りまして、中々政府が支給しまするだけの金では、兵隊として勤務が出來ない爲めに、小遣と稱へて此貧乏なる親元から金を取る者は中々多い、之が爲めに働き盛りの子弟を取られまして、さうして一家の非常な生活上に困難を來して居る上に、戰死でもしましたならば、どうなるかと申しますれば、殆ど一家の破滅と云ふことになる、さうして免れる者はどうかと云ひますと、所謂運で免れる者、或は不合格で免れる者、是は何等の貢獻もせずして、運が好かつたと云ふので濟んで居る、斯樣な不公平な制度を何時迄も維持して、世界に忠勇義烈の一番強い兵隊であると云ふことを、長へに誇ることが出來るや否やと云ふことは、私は殘念ながら、今後はもう左樣な事は斷じて出來ないと思ふ、現に米國の如きは此度の大戰に於て、兵役に從事する者に付ては、非常な厚き待遇を致して、此兵役に出た家族は無論の話、甚しきは御承知の通り米國は一つの家屋の中に數十家族も同居して居る、其家族の中から一人の兵隊が出たと云へば、其餘慶は其數十家族にも及んで、國家は之に相當な補助を與へて居る、それでも實を申すと云ふと、一番大切な一身を國家に捧げると云ふことでありまするから物質上の補助を受けましても、尙且つ重大問題であるのであります、況や日本が昔から從來の制度を致しまして、世界に比類の無い忠勇義烈なる兵隊、一番強い兵隊と云つて、何れも共に誇つて居るのでございますが、其待遇、現在の兵隊、其樣な不公平――他と比較して非常な差異のありまする、其樣な制度を維持して居つて、日本の所謂忠勇義烈なる兵隊が、長く保たれるかと云ふ事に、もう種々の論を要せずして明白でございます、で、斯樣な不公平な所の制度と云ふものは、速に改めて、相當の事をしなければ、現に今日に於て既に種々な缺陷を來して居ると私は信ずるので、此忠勇問題に就て、現政府は如何なる御考を持つて居られるか、明確に御答を願ひます、第七は食糧政策の問題であります、是は憲政會の諸君に於かれましても、何れ御質問がございませう、所謂物價調節問題の中にありまする、併し私が茲に此食糧政策に付て御訊ね致しまするのは、意義は少しく違ふのであります、凡そ此何れの邦國でございましても、國民の主要食品と云ふ物に對しては、特別の注意を拂ひ、特別の取扱を致して居ります、戰時ばかりではない、平生でも――何故ならば何れの民國でも此庶民階級と云ふものゝ大多數を占めて居る、

〔大岡議長議長席を退き濱田副議長代り著席〕

大多數を占めて居りまする爲めに。先づ衣食住と申しまするけれども、生活する爲めには食糧が大事である、此故に主要食糧品の價と云ふものは、成るべく常に或る程度まで同一價格を保つて必ず變化させない、是が一貫したる古來からの所謂政治家の、最も大事にする問題である、是は私が茲に喋々論じませぬでも、歷史に依りましても明白に此事は分ることでございますから、此以上は申しませぬ、現に我が同盟國である所の英國の如きも、麵麭の價を安きに保つ、戰前より少しより高くしないと云ふ爲めに國家はどの位の金を使つて居るかと云ふと、昨年度の如きは五億圓以上、之が爲めに金を使つて居る、然らざれば此庶民階級に於て食糧と云ふものは、生活費の殆ど七八割を占めて居るのである、其七八割を占めて居る主要食糧品の價が、先年は壹圓であつたものが、今日は三圓四圓すると云ふやうになりましては、如何に生活が出來るか、生活の出來やう筈はない、此故に古來からの政治家は、此問題に就ては、最も忠實なる、最も深切なる考を以て、主要

食糧の價だけは變化をさせないと云ふ方針を執つて之が爲めには、國家の費用を支出することを惜まないと云ふことになつて居る、鄰國である吾々から見ますると、數歩劣つて居ると吾れ人共に信じて居る支那ですらも、此問題に就ては、古來政治家が非常な注意をして居る、即ち防穀令なるものは如何なるものかと云ふと、傳統的政略になつて居りますが、此主要食物の價を變化させない、成るべく安くしやうと云ふので、此防穀令と云ふものを保持されて居るのである、所が日本の主要食物の米はどうであるか、先年大隈内閣の時分に、米價が拾壹圓某になつたと云ふので、直ちに米價引上の爲めに、米價調節會と云ふものが開かれて、引上策が講ぜられました其時に米價は拾四圓より拾八圓が適當である、其以上になつたならば、矢張調節しなければならぬと云ふ當局者の論であつた、所が其後米價は拾八圓を突破し、貳拾圓となり、參拾圓となり、四拾圓となり五拾圓となりましても、此米價と云ふものに對しては、何等の政策も徹底的に行はれて居らぬ、或は種種な御演說には、どうかすると云ふやうな御話もありましたが、此主要食物たる米價に付きましては、徹底的に何等の政策も行はれて居らぬ、實を申しますると、今日多年の間拾五六圓、高くても拾七八圓を超過しない米價が、五拾圓以上になつたと云ふことになりますると、庶民階級の方から申しまするとと云ふと、是は到底買ふことの出來ない價である、それで實は是は飢饉相場と申して私は宜しい、斯樣な米價の騰貴と云ふものは、所謂飢饉と云ふものと同一に政府が視て、應急の策を樹てなければならぬ、所謂飢饉相場であると云ふことを、私は斷言して憚らないのである、此飢饉に際しては、我が日本に於きましても、政治家としては種々な苦心を致して、種々な設備をしたものであります、是は所謂明和、安永の大飢饉、天保の飢饉、其時に德川幕府がやりました臨時の處分、是等は以て範とするに足る事も隨分あるのであります、それから外國に於きましても、飢饉と云ふものに付ては、色々な事をやつて居るのである、即ち食糧が輙すく得られないと云ふことは、多數の庶民階級が生活上に困難すると云ふことだけでも、是は非常な重要の問題でござりまするが、其上に非常な難問題を生ずる、即ち生活上に困難を來すと云ふことは、天下の動亂を惹起す第一の本となる、支那にしても、日本にしても、其他外國に致しましても、飢饉と騷動、飢饉と革命と云ふ事は、殆と相關聯した事實になつて居るのであります、即ち今日此飢饉的相場を現して居りまする所の日本帝國に於て、危險なる思想が頻に傳播して昨日も總理大臣は、外來の危險思想は十分取締らなければならぬと云ふ御說もありました御尤でありますが、殘念ながら政府は食糧政策を確立して、世界の政府と同樣に此解決をなさらん爲めに、御心配になつて居りますけれども、其實は政策上此危險思想を養成なさることに、力を添へて居らつしやると斷言しても私は誤でないと信じて居る、斯樣な生活上の問題を、今日の如く致して置きますると云ふと礎に忌むべき危險思想と云ふものは、非常な勢を以て傳播すると云ふことは、覺悟をしなければならぬのである、御覽なさい、此食糧政策の確立せずして斯の如く不都合なものになつて居る爲めに、今日我が日本國民は最も上品な國民である殊に官吏、公吏軍人、軍屬、其他新聞雜誌の記者、諸君、或は所謂智識階級の人々で、餘り金錢上の事、物質上の事を口にすることを、從來は恥と致して居りました階級其階級が近頃如何なる運動を爲すかと申しますれば政府の官吏にして其待遇を不當として、同盟をして増給を請求する運動がある、教員社會に於ても之がある、軍人軍屬の間にも、此運動は公々然と行はれて居る、斯樣な現象は日本の歷史に見ざる所であります、上品に殊に子弟を教へる教員とか、官吏とか公吏とか云ふやうな人々が、生活問題で公に訴へると云ふことは殆ど無い事で、所が是が今日公々然運動して居るのは何が爲めであるか、即ち政府は此時局に於て、増給するとか、何とか云ふことをやつて居りますけれども、米價は三四倍以上に騰貴したにも拘らず、増給は八割か多く進んでも七割に過ぎないと云ふことになつて居る、生活難を呼ばざるは得ぬのであります、一般の物價の調節と云ふことは、是は中々色々複雜した問題でありますから、私は一概に茲に言ふことは出來ない、併ながら世界萬國を通して、國民の主要食物、即ち活きんが爲めに一番必要である所の主要食物だけは、特別の政策を樹てて國民の生活安を圖ると云ふことは、政治家の最も大切なる所の責務である、此食糧政策と云ふものに就て、現政府は如何なる成案があるか、之を御尋いたします、次には國民教育の問題であります、今日の國民教育は實に憐れなものであります、此義務教育は、六年を以て終了致して居りますのでございますが、此義務教育の費用でも、能く調べて見ますと云ふと、庶民階級自ら支辨しなければならぬことになつて居る、そこで國家は非常な金を投じまして、此教育に色々な施設を致して居りますが、非常な金を投じて教育事業に使つて居ります、大部分は何人が其惠に浴して教育を受けて居るかと云へば、是は多數の庶民階級に非らずして、少數の富豪階級、若くは特權階級の爲めに使はれて居る、現在の制度がさうである、而して前に申します通り、國家の租税と云ふものは、庶民階級が殆ど全部を負擔して居るに拘らず、其中から教育費となりて支出されて居る所のものは、如何なる者が此恩惠に浴して居るかと云ふと、即ち少數の富豪階級、特權階級の子弟に是が利用されて居る、是は多くの說明を待ちませぬ、も諸君は直ちに御分りであらうと思ふ、而して此教育なるものは、生存競爭の出發點になつて居る、即ち中學校を卒業した者よりも高等學校を卒業した者の方が、銀行會社其他の所で採用する場合に好く採用する、況や大學、それ以上を卒業した者は、尙更に好き所の位置を得る、そこで此生存競爭の激しい出發點に於て、既に非常な不公平な誤つたる所の教育制度の爲めに、生存競爭の出發點に於て、庶民階級と富豪階級以上とは、非常な差が付いて居る、そこで富豪なる者は益々富んで、貧者は益々貧しくなると云ふ結果に陷るのであります、是は詳しく御話すれば是亦中々長うございますから、簡單にして置きますが、此不公平なる所の制度を何時迄も維持して置きまして、今後所謂國家の安寧、國家の所謂福祉と云ふものが保たれるや否や、私は此教育制度にも矢張限本的の刷新を加へて、庶民階級も亦生存競爭の出發點に於ては、富豪階級若くは特權階級と、同一の「フート」に立つことが出來ると云ふやうに、其方針を變へなければいかぬと云ふことを、斷言するに憚らないのであります、現政府は教育の事を政綱の一つとして御說明になつて居りますが、殘念ながら是は少數なる富豪階級の子弟を教育するだけの事で、一般の庶民階級には何等の恩惠も及ばないのである、殊に此改造後の社會に於きましては、庶民階級の智識を擴め、庶民階級の位置を進めなければ世界的競爭にどうしても堪へぬと云ふ、茲に必然なる必要がある事情がある、此故に教育制度も根本的に變へて行かなければならぬが、現政府は此點に對して、果して如何なる抱負を持たれるか、之を御尋して見たい、次は防貧救貧の制度でございます、貧乏になりましてから兎や角しましては、事既に晩いのでありますから、貧乏にならぬ先に貧を防ぐと云ふことが、國家の近世の政治に於きましては、最も大事の問題なので、即ち防貧が第一、其次が救貧制度、此問題に就ては如何なる政策を持たれるか、既に先進國に於きましては此點に就ては中々種々の施設が出來て居ります、即ち國家が社會保護と云ふもの、之を解剖して申しますれば、災害保險、疾病保險、失業保險、養老癈疾保險と云ふやうなものを、十分に徹底的に行ふて居る、即ち言ひ換へれば、強壯なる者には勞働を與へてやる、病弱な者には給料を與へる、それから老衰した者には、國家が其餘命を保たしめる――安穩に保たしめる所の設備をしてやる、是が即ち世界の先進國を通じての、所謂防貧救貧の設備になつて居ります、所が此設備に至りましては、殘念ながら日本の今日は、殆ど何等設備が無いと申して宜しい、是は此改造後の社會に於きましては、最も必要なる問題である、此度の財政計畫の上に於て、此種の何かゞあるかと眼を皿の如くして見付けましても、何等設備が無いのである、近日何か此點に就て大々的の案があるか否や、之を御尋したい、次に此庶民金融機關の問題、凡そ事業を致し、仕事を致しますに、資金の必要であると云ふことは、喋々の辯を要しませぬ、日本帝國に於きましても、國家が非常な犧牲を拂つて、種々の金融機關を設けて居ります、此機關を維持する爲めに、國家は非常な費用を使つて居るので、所で此金融機關を運用しまする人は、如何なる種類の人が使つて居るかと申しますと云ふと、極めて少數なる富豪の階級特權階級が之を獨占して居る、さうして大多數の庶民階級は殆ど之に與つて居らぬ、質屋若くは高利貸高利貸類似の金を使つて、僅に仕事をして居ると云ふ實際でありますが、凡そ不公平と云ふ中にも、金融上の不公平程甚しいものは無い、何故なれば是は事業其物の自然の性質ではございませうが、金持であるだけ、それだけ安い利子で澤山の金が借りられる日本一の金持、此上に金を儲けなくても宜しいと云

ふ日本一の金持が事業をなし、金を儲けやうとすると國家は優渥なる補助を與へます、金融機關が是が一番低利な金を多く貸し、段々貧乏になるだけ金額が少くなつて、利息が高くなる、斯樣な事になつて居る、極めて露骨なる所の不公平が行れて居るのは、金融機關の實際であります、國家は之に對して非常な厚き保護を與へて、斯樣な事をやつて居る、併し一面考へて、多數の庶民階級はどうかと申しますると云ふと、今申しまする通りに、殆ども高利貸若くは質屋の高き金より外に、借りることが出來ないやうになつて居ります、故に歐米の先進國に於ては庶民階級の金融機關と云ふものは、疾うの昔から設備されて居りまして、庶民階級にも低利を以て金を貸し、さうして十分な活動の出來るやうになつて居るのであります、所が日本は左樣な事は殆ど出來て居らぬと云ふのは、此改造後の社會に於ては、最も速に、最も親切に設備をする必要があるのでありまするが、現政府は此點に就ては、如何なる方針を有たれて居るか、是が私の總理大臣に御尋を致しまする先づ主なる點でございます、次に大藏大臣に一寸序でございますから御尋致しまするが、此度の財政計畫に、減債基金の制度を一寸中止されて、其金を普通の財政計畫の中に御入れになつた、殊に種々な說明をされて、是は中止したのであるが、遠からず舊の通に復すると云ふことであるのであります、從來からの成行から申しますれば、所謂御座なりの平凡の政策としましては、一應御尤に考へまするが、私共は此點は甚だ時勢の變化と云ふことに就て、頗る不審を抱くのである、全體減債基金制度と云ふものは、桂內閣の時分に既に外國に於ては、舊きものだと云はれて居るものを採用されて出來た、即ち外國公債に相當の價を保たせて、金を借るに都合よくする爲めに案出された法案であります、所で日本帝國の此數年前に於きましては、確に之に對してはまだ幾分の意義が有つた、何故なれば外國から金を借りて、種々の仕事をしなくてはならぬと云ふことであつたでありますから、まだ多少の意義は有つたのでありまするが今日では殆ど此制度を置く必要が無くなつて居る、今日日本の公債と申しまするものは、世界の公債の中で最も信用の厚き公債である恐らく米國の公債と、伯仲の間に在らうと私は信ずるのである、我が同盟國の英國の如き、先年來非常に信用の有つた公債でありまするが、今日に於ては遙に日本の公債に私は及ばぬと思ふ、實は前年此壇上に於て丁度高橋大藏大臣に私が質問をしたときに日本の公債は土耳古の公債と同じ價だと云ふ質問をして、高橋藏相は之に對して、色々御答辯のあつたことを記憶して居りまするが、今日は日本の公債と云ふものはそんなものではない、國力の充實と、世界經濟の變化に依つて、日本の公債と云ふものは、非常に信用の厚きものになつて居ることは、藏相自ら御承知であらうと思ひます、して見ますれば、今日斯樣な前代の遺物たる減債基金制度などを、一時休止して又之を復舊するなどと云ふ姑息な事を爲さらずして、公債償還は自由償還にして、斯んなものは御廢しになるべき筈と私は思ふ、それで結構であります、既に其必要が無くなつたものを、故らに種種說明を加へて追て復舊するなどと云ふことは、時勢を理解せざるも亦甚だしき御處置と私は考へる此問題は憲政會の諸君、若くは貴族院あたりと、先年色々な政權爭奪と申すと語弊があるか知れませぬが其方に利用された形もあつたのでありまする、左樣な歷史的のものであるから、殊に此必要で無いものを、後になつたら復さうと云ふやうな、姑息なる案を立てられたのでございませうけれども併ながら其外に是非とも此減債基金制度を維持しなければならぬと云ふ必要があるや否や其御說明を承りたい、それから最後に外務大臣に一つ御尋を致したい、外交上の問題に就きましては、種々私共政府に質問すべき點が澤山あるのでございますが、併ながら是は御同樣に餘程愼まなければならぬ問題でありまするから、此處では餘り多くの問題は論議しない積りであります、唯々一つ私は此改造後國際聯盟も既に成立ち、國債勞働會議も出來、民間私立の國際聯盟の會も出來、追々世界的になつて來ると云ふ時に方つて我が外務省の執る所の外交方針は、餘りに守舊的、餘りに傳統的に泥んだ政略でありはしないか、即ち外交上の宣傳問題でございます、是が殆ど成つて居らぬと私は斷言して憚らない、近き例を擧げますれば、米國の上院に於きまして、所謂山東問題——此問題に就て大統領の候補者にもならうと云ふ相當の立派な議員が、事實を捏造したかしないか知りませぬけれども、山東問題に就て非常な根抵の愆つた議論を熾んにして、米國の新聞が何れの新聞も皆なそれを掲載して、日本の不利益を圖ると云ふ其時に當つて、我外務省は如何なる手段を執つたかと申すと殆ど之に就て何等の宣傳もしないで居つたと云ふことを、斷言しても私は憚らないと思ふ、即ち從來の政策に依つて、外國人に對して宣傳と云ふ事を、全く心掛けて居らぬと申しても宜しい、又排日問題是も非常な問題でありまするが、此排日問題の根本と云ふものは、米國上院の議論の間違つて居る、以上に間違つて居りまするが、之に對しても外務省は何等の宣傳もしない、次は彼の南洋の所謂赤道以南の獨領委任統治の問題で、濠洲は其國法に依つて日本人を排斥する法律を利用して、委任統治をやると云ふのに對して、我國から抗議が出て居ると云ふことは事實でありませう、外務省からは國民に何等の報告も爲さつたやうに思ひませぬが、

〔濱田副議長議長席を退き大岡議長復席〕

外國の電信、外國の新聞に依つて、吾々も之を知つたのでありまする、是は確に事實であらうと思ふ、斯の如き問題は是はもう理義明白の問題である、獨領時代には、日本の人達が確に自由に移民もし、種種な仕事を往つてやつて居つた所で是が委任統治となつて、濠洲の所謂制規に從ひますれば、白人の濠洲で、有色人種絕對排斥と云ふことになるとしますれば、從前と較べて非常な不利を被ると云ふことは明白な事でありまするから、是は人種平等問題どころではない、何人が聞きましても、之を主張して之を貫徹すると云ふことは當然の事で、如何なる低能の人でも、之を不道理と言ふものは殆ど世界にありますまい、此種の問題でも、外務省が盛に宣傳を致しまして、日本の輿論は無論の話、世界の輿論を動かしますれば、同盟國たる英國の人に、如何に頑冥不靈人があつても、此正しき論と云ふものには、抵抗することが出來ないからして、此目的を達することが出來るに相違ない、然るに此點に就ても、相變らず沈默を守つて宣傳をしない、それが爲めに立派な理由、誰に聞かしても論理明白な事柄が、行惱んで行はないと云ふやうになるのは、即ち今日の所謂外交上の一番の武器である、宣傳と云ふものが全く忘れられて居る爲めに、困難を來たして居ると云ふことを、私は承認するのであります、改造後の日本は國際聯盟の一員として、今後は此國際聯盟にも色色の問題が討議されませう、勞働問題の如きも年々開かれますから、是も色々の問題が起りませう、或に萬國の商業會議と云ふやうなものもありますし、色々な問題がありまして、今後は自己の主張と云ふものは、政府に於ても、民間に於ても、自分の主張する所の宣傳と云ふことを最も努めなければ、世界の競爭場裡に立つて必ず負けるに相違ない、是はもう斷然舊來の惡習を破つて、大に宣傳を努めなくてはならぬと私共は思ふが、外務大臣は、相變らず宣傳は爲さらぬやうな態度であります、現に昨日の御答辯の如きも、どうやらさう云ふ風に取れる節が多い、矢張宣傳無用として、從來の惡習慣に囚はれて居られるや否や、或は世界共通の宣傳を是からやると云ふ御考であるや否や、之を御尋致したい、どうぞ明快なる御答辯を得たいのであります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　原總理大臣。

〔國務大臣原敬君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（原敬君）　段々鈴木君より御質問がありましたで、簡單に御答を致したいと思ひます。第一の御尋は、臨時議會を開く積りかどうかと云ふ御尋でありましたが、是は昨日の演說の中に、世界の大勢に順應するが爲めに、諸般の制度の改正を要する云々と申したことより、此尋が生じたと思ふのでありますが、それに付ては、各種必要なる調査會も造り居ると云ふことを申述べ置きました、隨て是等調査の結果として、今期議會に提出するものもある積りであります、又は次の議會を待たなければならぬものもある、故に調査の出來上りましたものは、此議會中に提出致しませう、又調査の終らぬものは、已むを得ず次の議會に提出致します、其他措き難き事でも生じますれば、是は臨時議會を開くと云ふことも已むを得ぬのであります、併し今日は會期の初でもありますし、調査も段々進行中であります、果して臨時議會を開く、若くは開かぬと云ふことを茲に豫言することは出來ませぬ、必要があれば開きます、必要がなければ次の議會を待ちます、御諒承を願ひます（笑聲起る）次は華族制度をどうするかと云ふ、是は憲法上重大なる問題で、又世間には色々議論もありませうけれども、憲法上　天皇の大權に屬する重大なる問題を、茲に如何すると云ふやうなことを申上げる譯には參り兼ぬると思ひます、次に

は貴族院の問題であります、貴族院の制度を如何にするかと云ふ御尋でありますが、是亦遺憾ながら御答は出來ない、或は一院に於て、或る一院の行動を議して、之に依つてどうすると云ふやうな事は、避けたいものと思ひます、其次は國稅の負擔の權衡を保つと云ふことでありますが、是は御承知の通り、財政經濟調査會を設けて置きました、即ち鈴木君も其の一員であります、稅制の整理を致すと云ふことも、將來必要と考へて居りますから、其の案を備へて財政經濟調査會に諮問をする時があらうと思ふのであります、今回提出致した豫算――豫算に關係する所の所得稅、並に酒稅の增收でありまするが、是は整理の目的を以て提出したるのではないと云ふことは無論御承知の事でありませう、併ながら整理の目的に非ずして、增收の目的でありますけれども、併し增收を計るに付て、此の法律を按排するには、整理の意味を含まざるを得ませぬ、即ち鈴木君も其大體の主義には、御同意だと云ふことでありまするが、其御同意になるやうなる主義の下に所得稅並に酒稅の整理を立てゝ居りまするが、他の一般の租稅に關しましては、段々經濟界の狀態も變化致し、又國民の狀態も變化しますから、之れに應じ相當なる稅制の整理を致したいと考へて居ります、此の整理を致すに付きましては、財政經濟調査會に御相談致さうと思ひます、又昨年議院より建議された意味も此の邊に在らうと考へるのであります、殊々――尤も其の中に地價修正のやうなることも御話がありましたが、是れは宅地價修正は先年改正せられましたが田畑地價修正の準備の費用は、確か第四十議會に御同樣に協賛し居ると思ひますから、御懸念の點は無いと思ひますから、是れは御調査を願ひます、次に兵役の問題であります、兵役の問題は、今日何等上下貧富の關係に依つて、區別を立てゝ居らぬのは明かな事であります、又兵役――既に入營致した者に付いて、是れ等の日常生活の關係に於て段々改良を加へ、物價騰貴等に付きましても、相當な增給を致して居ると云ふことも、御承知の通りであります併し是れ等の狀態に付て、委しきことを御承知相成りたい次第でありまするならば、陸軍當局より詳細に申して宜しいのでありますけれども、今日は兵役に於て、何等貧富其他に依つて區別を致して居るのでもありませぬ、又入營致した者は、御推察のやうなる悲慘な狀態に居る譯ではありませぬ、併し此上にも改良を加へると云ふことは、是は申すまでもない話でありますが、さう云ふ御趣意でありますならば、唯今申した答辯で足ると思ひます、尙ほ根本的に別に問題等があつて、御尋があれば、何とも申兼ねまするが、先刻御演說だけの事でありますならば是で足りるかと思ひます、それから食糧問題、是は御尋を受けましたのは甚だ異樣に感ずるのであります、昨年秋、當院の建議もありまして、財政調査の事がありましたが、財政のみではいかぬと考へて、財政經濟の調査會を組織し、即ち鈴木君なども其一員で居られる、而して此に食糧問題を提出致して、丁度鈴木君が御述になつたやうな事情で、或時は米價が高いと云つて騷ぎをするし、或時は安いと云うて騷ぎをすると云ふやうなことではいかぬ、又糧食は之を充實が出來るや否や、自給自足は安心であるや否や、其等の點を非常に心配を致しまして、特に之を財政經濟調査會に諮問致しまして、特別委員を設けて、特別委員の調査は稍々結了致し掛けて居ります、費用其他の點に於て、調査の濟まぬ點がある爲めに、更に再議を求めて置きましたが、此糧食問題は、之に依つて根本問題を解決する積りであります、特別委員の調査の結了次第に、財政經濟調査會の總會に諮りまするから、其時には十分に鈴木君の御意見も承りますが、丁度此演壇で御述になつたやうな必要は此糧食問題を諮問する折に述べて置いたのであります、是は棄置き難い問題であります、調査の結了に依つて總會に附して、總會の結了に依つて、政府は成るべく此案を採用致しまして――其結了致した案を採用致して、必要があるならば議會に提出することに致します、國民教育の事でありますが、是は一寸趣旨の在る所を了解致し兼ねましたが要するに義務教育を此儘に措いては、宜しくあるまいと云ふやうなことに歸著するやうに聞えました、無論其通りであります、義務教育を此儘に措くと云ふことは宜しくないのでありますが、然らば如何にするか、是は大問題であります、先般高等教育機關を擴張致したのは、年々義務教育を終り、中學校に入り、而して高等の教育を受ける場所か無いのでありますから、其機關を擴張致したのであります、今日義務教育を受ける者は、受ける場所が無い、即ち學校が缺乏致して入る途がない、狀態は一つも無い學齡兒童の九十九人までは、就學致して居る所が多いのであります、蓋し之に付ては費用が嵩みますから、費用でも增したら宜からうと云ふので、先年決議された一千萬圓の補助がありますから、彼等の事でありますれば、財政の許す限り、もつと補助をすることも差支はありませぬが、是は財政の狀態に顧みなければならぬ、是は教育費と云ふことであります、教育を受ける途があるや否やと云ふことは別問題であります、今日は教育を受ける途がないことは無い、教育費が嵩みますから、相當に補助して宜しいのであります、それから防貧救貧と云ふ御尋でありますが、人間成るべく貧乏にならぬやうに防ぎをせいと云ふ御尤もな話、併ながら之には色々の事情があります、歐羅巴の例も御引になりましたが、歐米に於ては貧富の懸隔は日本どころでない、非常に甚しいものであります、故に此貧窮なる者を救濟すると云ふことに付ては、多額の金を費して色々な方法を設けて居る、まだ日本の貧富は懸隔致して居ると申しても、歐米程では無論ありませぬ、併ながら是も等閑に附する問題ではありませぬから、段々其途も攻究致したいと考へて居りますが、豫算に十分に見えないと云ふ御說でありましたが、豫算に非常に有力なる程の費用を計上することは、無論今日の財政では出來ませぬ、又左程の必要に迫つて居るや否やも餘程研究を要しませう、是は甚だ枝葉の問題を申すやうでありますけれども、邇來は大變に乞食が減つたと云ふことを承つて居ります、確かな統計は持つて居りませぬ、統計は持つて居りませぬから其說の當否は分りませぬけれども、併ながらさう云ふ狀態が見えますから、防貧救貧と申しました所で餘程研究を致さなければ、却て惰民を生ずるやうな虞が無いとも限りませぬ、併ながら國家としては何れにしても貧民の多くないやうに其手段を研究することは、申すまでもない事であります、主義に於て何等異論の無いことであります、其方法時期等の考から申せば、さう輙すくは出來ない問題であります、それから庶民銀行の事でありますが、是はどう云ふ銀行を庶民金融機關と申せば宜しいのであるか、甚だ了解に苦みますが、日本には色々ある、或は細民に對して金融を致す途があるのであります、併し特に庶民だけを目當に貸付をすると云ふ銀行は無いやうであります、けれども之が爲めには、或は色々な組合等がある、購買組合も、生産組合も、色々な組合があつて、或は御承知の通り質屋があつて、色々な貯蓄銀行等もあります、けれども是は特に細民を擇んで貸付けると云ふことはありますまいが、色々な方法は設けて居りますけれども、特に何か細民にだけ貸付ける銀行を立てる意思があるや否やと云ふことに付ては、事情を了解致しませぬ、是も御質問の御趣意判然呑込みませぬが、兎に角さう云ふ者を救ふ途がありますれば、それ〳〵方法を攻究致すことは至極宜からうと思ひます、其他は外務大臣なり大藏大臣に對しての御質問でありますから、私に對する御尋の分だけは簡單に其趣意を明かにして置きます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 高橋大藏大臣。

〔國務大臣男爵高橋是淸君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君） 鈴木君の御尋の減債基金繰入中止の事が豫算に現れた、此中止は昨日此處で述べたる通り、政府の考と致しましては、三四年にして復活すると云ふ意見である、それは或は貴族院、若くは憲政會などに對して、氣兼の上から、さう云ふ事を言ふたのでないかと云ふ御尋でありまするが、決してそんなことはありませぬ、何所の黨とか何所に氣兼をして、己れの心に無いことを計畫に現すものでない、矢張信して復活する機會が來たならば復活すると云ふ確信を持つて信念を持つて居ります、さう御了知を願ひたい、（「高聲に願ひます」と呼ぶ者あり）是で宜しいのでありますけれども、然らば維持するならば其理由如何と云ふ御尋、是は外國の例にもある自由償還、即ちそれを御主張なさるやうに伺ひました、決して自由償還主義に私は反對するものではない、我國に於きましても左樣な時機が來たならば、歡んで是は採用して宜しい事である（「もう少し大きな聲で」と呼ぶ者あり）併ながら唯今鈴木君が言はれたやうに、公債は獨り其政府の償還能力が確に有るかと云ふ信用の一事を以て此公債と云ふものゝ價を維持する、又公債が能く民衆化されると云ふものではない、總ての物價と同樣に矢張需要供給の原則には從はねばならぬものである、明治三十年頃に、御承知でありませう、英國の公債は額面を超えて、百十六磅まで騰貴したのであ

ります、其時の輿論は、段々公債の需要が殖えて供給の不足を告げた、仍て金利は僅に二分半の低利なるにも拘らず、日々公債の市價が昂騰する、此公債に對して放資する人に對しては、如何にも氣の毒である、畢竟公債が少ないからであるからして、此法律に依つて、必ず放資せなければならぬと規定されてある所のものに對して、更に市債を加へろと云ふ輿論が起つて、當時倫敦公債を之に加へたのだ、其加へたが爲めに百十六磅の公債が、百五磅まで忽ち市價が降つたと云ふ實例もある、續て間もなく南阿の戰爭が起つて、それが爲めに英國の公債は一時に大に殖えた譯である、忽にして市價七十磅前後に降つたのであります、それならば其時英國政府の償還能力を、世間が疑つたのであるかと云ふと、決してさうでない、矢張り是れは俄に公債の供給が殖えたと共に、需要之に及ばずして、市價が降つた譯である我國の公債も矢張同じ事である、成程先達は、鈴木君は、我國の公債は土耳其の公債と同じだと言はれた、是は私は忘れてしまつて居るのです、併しさう言はれたと本人が言はれる、而して今日は亞米利加の公債以上に我公債は市價を維持して居る、最早信用は十分であるからして、何ぞ此上減債基金法を維持する必要はなからう、と斯う云ふ御議論のやうでありますが、唯今申上げました通り、時の政府の一時の信用が高まつたからと云うて、それで進むものでない、矢張分量如何に大關係があることである殊に此減債基金法を設けられたる趣意は、日露の戰爭後に於て、此何等租稅の外に償還の財源の無い公債が殖えたのである、國民の租稅を以て還附をしなければならぬ、種類の公債であるからして、是は成るべく現代の人が負擔して、子孫に其累を遺さぬやうにして、之を償却すると云ふことが一の趣意であつた、（拍手起る）唯だ公債の市價を其時維持すると云ふばかりではないのであります、而して此戰爭の爲めに用ゐた所の公債、其後出て居る所の租稅を以て、元利償還せねばならぬ、公債の種類と云ふものが殖えて居つて、未だ此子孫に累を遺さぬやうにすると云ふ結果を見ない、それ故に今日では政府としては、減債基金繰入の出來る場合に於ては矢張り一日も早く之を復活すると云ふ考を持つて居る次第でありますから、左樣御了承を願ひます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　內田外務大臣。

〔國務大臣子爵內田康哉君登壇〕

○國務大臣（子爵內田康哉君）　唯今鈴木君より、此改造の時代に當つて、外務省が餘りに守舊的である從來の通り何等の宣傳を行はない、其例として山東問題――米國上院に於ける山東問題、又支那に於ける排日、又最近に於ける問題でありまする、此南洋委員統治の事、何等の宣傳的計畫を爲さないやうであると云ふ御質問でありますが、是等の問題に對しましては、我主張の正當なる事．我立場を了解せしむる爲めには、各方面に於ける當局者は勿論、其國の輿論に對しましても、それ〴〵方法を講して居ります、而して何等の施設を致さないと云ふ次第ではありませぬ、隨つて今後に對しましても、斯る仕方の唯今私が申しました通りに、各地の當局者、及各國の輿論に對して、我主張を諒解せしむるの方法は益々講じたいと思つて居ります、然れども俗に申します宣傳と云ふ事柄には、或意味に於て甚だ感服し兼ねる事がある、最も宣傳を行つたやうに思へる所の宣傳なるものは、全く無根の事實を本とし、或は惡德の新聞を買收し、色々穩健ならざる方法を以て致すのが多く目に立つ、それをせない者は、何か宣傳をして居ないやうに見える、斯る旗を立て、太鼓を鳴らすやうな宣傳は致さない、何所までも穩健なる方法に依つて、我主張を天下に訴へると云ふ方の意味合の宣傳ならば、今後益々執る次第でありまず、左樣御承知を願ひます。

〔拍手起る〕

○鈴木梅四郎君　議長……

○議長（大岡育造君）　許可します。

○鈴木梅四郎君　茲に簡單に質問を致します、私の質問に對する總理大臣の御答辯は、私の質問の要旨が能く御分りになつて居らぬと思はれる點も大分あります、併しそれを今一々は申しませぬ、併ながら大體の御答辯を批評致しますと、甚だ深切を缺いて居られると思ひます、要するに私は時代の了解と云ふものが、總理大臣と餘程違つて居る、例へば昨日總理大臣は選擧法の改正は昨年の議會に於てやつたけれども、今年は此問題は出さなかつた、即ち十圓の有權者を三圓に引上げて（笑聲起る）それを此時局は如何に改善をされても宜しいものであると云ふ意味が、彼の短い語句の間に見えて居ります、私共に此時局を十圓の選擧權を三圓に引上げた程度で、國家國民が滿足が出來得られるや否や、此時代の理解に付て大分の相違があるのであります、併ながら此點に於ては重ねて再質問は致しませぬが、豫算委員會に於きまして、更に詳細應答を致すことに致します、今日は是で止めます、併ながら大體に於て不親切の答辯であると云ふことを茲に一言して置きます。

○議長（大岡育造君）　此場合に御注意申して置きますが、此後尚ほ十八人の通告もございます、前例もあることで、質問者の質問の意が十分徹底しない爲めに、重ねて御質問の場合は、一回だけ許すことになつて居ります、唯今のやうに批評をするやうな事の爲めに、再び御立ちにならぬやうに希望致して置きます――濱口雄幸君。

〔濱口雄幸君登壇〕

〔拍手起る〕

○濱口雄幸君　私は國務大臣の演說に關聯をしまして、財政並に經濟上の重要問題に就て、聊か質疑を致したいと思ひます、私の質疑は、財政に關するものの三箇條、經濟に關するもの一箇條、併せて四箇條であります、先づ財政問題より質疑を致します、財政問題の第一は、財政の基礎に關する私の疑問であります、昨日大藏大臣の紹介になりました大正九年度の豫算に依りますれば、九年度の豫算の編成と致しましては、公債募集金五千四百萬圓、前年度剩餘金一億四百萬圓を繰入れまして、それで以て尚且つ收支の均衡を保つことが出來ませぬ、此に於て新たに所得稅並に酒稅に增加を行ひまして、九年度に於て、一億三千五百萬圓の增稅を國民に要求して居るのであります、此の計畫を見ますると、將來の財政の基礎は甚だ鞏固でないと云ふ感じが起ります、何となれば今日の如き經濟上の好景氣は、最早長く續くものではありますまい、其不景氣は何時から始まりますか、又其程度如何と云ふ事は、人に依つて意見を異に致しませうけれども、早晚經濟界の反動時期に入ると云ふことは恐らくは內閣諸公と雖も御異存はありますまい、斯の如く財界の反動期に入つた場合に於きまして、此歲入歲出は、果して如何なる狀態になるであらうか、申すまでもなく不景氣の結果として、歲入は減少するでありませう、歲入の減少と同一の程度に於て歲出が減少しますれば、收支の均衡が保てるでありませう、併ながら歲出の中には、不景氣の結果當然減少するものと、又當然減少しないものがあると云ふことは、注意しなければなりませぬ、例へば歲出の中に付て言ひましても、物價に關する經費、即ち物件費の如きものは、物價の下落と共に減少するでありませう、併ながら人に關する經費、即ち人件費に在りましては、他の歲出の如くに減少することは無いのであります、例へて申しまするならば、官吏の增俸、增給、恩給、歲費、若くは旅費の如きものは、是は純然たる人件費であります、而して本年度の豫算に於きましては、是等の人件費の增額と云ふものは、最早臨時の增額ではありませぬ、永久費として歲出に合算してあるのでありますが、然る以上は、將來不景氣の結果物價が下落を致しましても、此人件費の增額と云ふものは、決して減少することは出來ませぬ、若し官吏等の增俸の率が、物價騰貴と同樣の程度にまで增額してありました時に於ては、強て減額することは出來ないことはありますまい、然るに物價の騰貴の率は、御承知の通り二十割、即ち三倍の騰貴であります、それにも拘らず官吏の增俸の程度は僅に十割、即ち倍額の增俸に過ぎない、此點から見ましても、不景氣の結果、物價が下落すると致しまして、直ぐに官吏の俸給を舊の通り復すと云ふことは、是は到底不可能であります、然らば九年度の豫算に於て、官吏以下の增俸、增給、或は恩給、歲費、旅費の如きものが幾ら增して居るかと申しますると、私の計算に依れば約一億圓の增額であります、隨て此一億圓の增額と云ふものは、假令財界の不景氣が來まして、歲入が減じましても、到底減少する見込はありませぬ、將來に向つて永く我財界に累を爲すでありませう、此場合に於ては、政府は如何にして收支の均衡を保たんとする御見込でありますか、固より經費歲出の增加でありまするから、之を支辨するが爲めには、經常部歲入の增收に依つて均衡を保つの外ありませぬ、經常歲入の增收と申しますれば、即ち自然增收然らずんば增稅の二途あるのみであります、然るに自然增收は如何と云ひますれば、不景氣の結果として、其場合に於ては到底望むことは出來ませぬ、然らば勢い增稅に待つの外ないではありませぬか、若し此場合に於て增稅を避けんとするならば、豫算は不實行に終ります、財政は直ちに行詰りの狀態を呈

すると云ふ結論に達する、(「心配は要らぬ」と呼ふ者あり)此結論を政府當局は承認を爲さるや否やと云ふことを伺ふ、固より如何に政府當局と雖も、今日より豫見すべからざる事柄を、それに對して見込を立てると云ふことは、是は困難でありませう、又是を以て政府に責めますることは、責める者の無理ではありませうが、(「其通り」と呼ふ者あり)私が唯今申した事柄は、決して豫見の出來ない事ではありませぬ、否な當然豫見すべきものである、否な豫見しなければならぬ事であります、隨つて此問題に對しましては、總理大臣若くは大藏大臣に於て當然相當の御成算が有るべき筈と思ふ、御成算が無いと云ふならば、何をか言はん、御成算が有るならば、此場合に於て、明瞭に御答辯あらんことを希望致します、是が第一點であります、財政問題の第二點は、公債の整理に關する質疑であります、大正九年度の公債政策の大要を申しますれば、事業公債並に軍事公債に於て、約三億四千萬圓の募債計畫を立てられて居る、而して一方に於きましては、唯今御述になつた通り、公債償還の三箇年間の中止と云ふことの計畫を立てられて居る、此二點が政府の公債政策の大體であります、政府は大正八年度の豫算に於て、少からざる募債の計畫を立てられた、然るに經濟界の事情が、到底長期の公債募集に適しませぬ所から、悉く二箇年乃至五箇年の短期公債を募集されて、八年中に政府が募債をしました總額は、普通の公債に於きまして二億六千四百萬圓、臨時國庫證券に於て二億六千三百萬圓、合計五億二千七百萬圓の巨額に達して居る、此五億二千七百萬圓の公債と云ふものは、短期公債でありまするが故に、總て今後二年乃至五年の間に於て、償還又は借替をせなければならぬ、斯の如くにして本年、即ち大正九年から大正十四年に至る六箇年の間に於きまして、償還期限の到來致しまする所の内外公債の總額は、幾らであるかと申しますれば、内債に於て九億二百萬圓外債に於て四億五千八百萬圓合せて十三億六千萬圓と云ふ公債が、今後六箇年の間に償還の期限に達するのであります、此外に尚ほ八年度の募集の殘額と云ふものが八千萬圓、それに九年度の募債額の三億四千萬圓と云ふものを加へなければならぬ、何となれば此三億四千萬圓と、八年度の募集殘額の八千萬圓と云ふものは、今日の經濟界の狀勢から推しますれば、到底長期公債は不可能でありませう、悉く短期の公債でなければなりますまい、此二口を加へますれば、内外債總額十七億八千萬圓と云ふ驚くべき巨額の内外債が、今後六箇年間に償還期限が到來するのであります、而して此十七億八千萬圓の金額と云ふものは大正十年度に於て、更に相當の增加を見るでありませう、恐くは十一年度に於ても相當の增加を見るであらうと思ふ、斯の如き巨額の公債が、今後六箇年間に償還期限の到來したる場合に於て、之が整理を如何にせんとせらるるか、公債の整理と申しますれば、即ち償還か、然らずんば借替の外にはありませぬ、然るに熟々今後の財政の狀態と云ふものを考へて見まするに、此六箇年間に於て、殆ど二十億に垂んとする内外の公債を償還すべき財源を得ると云ふことは、我國の財政狀態に於て、到底思も寄らぬ事であります、果して償還の財源を得ることが出來ないとしまするならば、此二十億の公債と云ふものは、勢い長期公債に借換へて整理をしなければならぬ、然るに財界將來の趨勢は如何、反動的不景氣の時代に入りますれば、貿易の逆調となり、正貨の減少となり、金融の梗塞となり、(「餘りに悲觀する勿れ」「默れ」と呼ふ者あり)金利は騰貴を致し、有價證券は低落するでありませう、斯の如き場合に於きまして、二十億内外の公債の借替整理と云ふことは、果して容易に行はるるものでございませうか、若し强て之を行はんとしまするならば、非常なる惡影響を經濟界に及ぼすと云ふことは、是は分り切つた事である、然るに政府の提案しましたる所の、大正九年度の財政計畫と云ふものは、更に此困難を增大するものであります、前申しました通り、政府は大正九年度に於て三億四千萬の募債を計畫し、而も既定の計畫たる公債償還の中止を致し、斯の如き計畫を立てたる所を以て見れば、將來の公債の整理に對し、豫め確乎たる成算がなければならぬ、若し政府の財政計畫が、僅に一箇年限りの收支の權衡と云ふことを計るに急なるの餘り、將來の見込を等閑に附すると云ふことがありました時に於ては、到底責任ある政府の處置とは思はれませぬ、(「ひや〳〵」と呼ふ者あり、拍手起る)恐くは現内閣諸公は、將來の公債の整理に對しまして、確乎たる具體的の成算が有ると私は信ずる(拍手、笑聲起る)國民の安心を得るが爲めに、其具體的の成算と云ふものを十分に御説明を願ひたいと思ふ、是が第二點であります、第三の質疑は、正貨の維持に關する質疑であります、我國の正貨は、戰爭開始以來連年に亘つたる所の輸出の超過、並に海運業其他の發展の結果として、貿易關係以外の原因に依る所の正貨增殖、此の二つの原因より致しまして、非常なる增加を生じたことは申すまでもありませぬ、正貨の增加の結果としまして、通貨の膨脹となり、物價の騰貴となり、生活の困難を惹起したことは、是は御承知の通りである、最近の調査に依りますれば、正貨の總額と云ふものは、二十億三千萬圓と稱して居ります、其中政府の所有に係るものは、十億五千萬圓であらうと思ふ、此政府所有の正貨の内譯と云ふものは、私の推測に依りますれば臨時國庫證券の收入金を以て保つて居るものが、約一億圓であらうと思ふ預金部の金を以て保有して居るものが、約三億八千萬、其殘りの五億五六千萬の金額と云ふものは、何を以て保有して居つたかと申しますれば、即ち國庫剩餘金、並に一般會計の一時の餘裕金を以て、繰替保有して居るものと思はれる、此中臨時國庫證券の收入金を以て保有して居るものは、比較的長期に涉つて、固定的に保つて居ることが出來ませう、又預金部の金を以て保有して居るものも同樣比較的長く固定的に保つて居ることが出來ませう、然るに剩餘金を以て保有して居るものは、財政計畫の進行と共に、剩餘金が減少するに伴つて、最早保有することが出來ますまい、又國庫の一般會計の一時の餘裕金を以て、融通を致して保つて居るものは、年度の進行に伴つて漸次減少を告ぐると云ふことは、是は當然の結果である、此場合に於ては、正貨は如何にして之を維持するか、如何にして之を處分するか、止むことを得ずして正貨を賣却致し、兌換券を發行せしめて、仕拂に充つるの外は無いのでありませう、其の結果は經濟上に如何なる影響を生ずるか、兌換券發行の結果としまして、通貨は更に膨脹する、物價は彌々騰貴する、此の上の物價の騰貴と云ふことは、國民の最早堪ふるところでありませぬ、(拍手する者あり)若し政府にして、今日まで事業公債若くは軍事公債の代りに、臨時國庫證券を補充しまして、其收入金を以つて正貨を保有するか、然らずんば有効なる貯蓄の奬勵を行つて、其の結果に依つて增したる預金部の金を以つて、正貨を今日よりも多く保有して居つたならば、決して今日の如き窮境に陷らぬ筈であつたと考へる、此に於いて私は政府に向つて質疑を致します、政府は財政計畫及會計年度の進行に伴ひ、國庫剩餘金、及國庫の一時の餘裕金が減少する結果、如何にして、一般會計保有の正貨を維持せんとせらるるのであるか、又此の正貨を處分するに當りまして、如何にして經濟上に惡影響を及ぼさざることを得る見込であるか、此の點は一般に極めて不安の念を以つて、考慮せられて居る問題であります、願くは政府に於いて明確なる説明を與へられんことを希望致します、是れより經濟問題に移つて質疑を致したいと考へる、即ち物價調節に關する質疑であります、物價調節の問題は、國民の生活、並に國民の思想に關聯を致した、極めて重大なる問題でありまするに依つて、昨日の總理大臣の演說、並に大藏大臣の演說に於て、無論此點に論及をさるべき事と私は信じて居つた、然るに總理大臣は他の問題に就ては、相當の説明をされましたけれども物價調節の問題に就きましては一言半句も及ばなかつた、又大藏大臣は頻りに外國貿易の發展、並に事業の振興の狀況に就きまして、數字を擧げて説明になりましたけれども、當面極めて重大なる此物價調節の問題に就ては、全然與り知らざる如き態度を以て看過せられたと云ふことは、私の頗る遺憾とする所である、(拍手する者あり)否な獨り本員のみではない、此點に就きましては、國民擧つて意外とする所であらうと思ふ、(拍手「のー〳〵」と呼ふ者あり)物價調節の問題に就きましては、私は政府に確乎たる方針を持つて居られるや否や、又政府は此問題に就て、政府たるの責任を十分に盡したりや否やと云ふことを疑つて居る、(拍手する者あり)抑々歐羅巴の戰爭始まつて以來我國の物價は、御承知の通り非常の勢を以て騰貴を致し、殊に昨年初夏の頃以降と云ふものは、驚くべき暴騰を告げたのであります、此驚くべき暴騰の結果、如何に我が國民の生活を脅威して居るかと云ふことの事實は、私が此場合に於きまして更めて喋々するまでもなく、内閣の諸公と雖も、恐くは十分に御承知の事であらうと思ふ、(拍手する者あり)昨年以來全國の各地に於て頻々として起りましたる所の同盟罷業、怠業、若くは勞働者の暴動の如きものは、其原因固より種々でありませう、一概には申されませぬけれども、物

價の極端なる騰貴の結果として、非常なる生活の困難がある、其生活の困難から脱れ出でんとする彼等の努力、亦與つて大に力あることゝ信ずる。（拍手する者あり「違つて居る」「其反對」と呼ぶ者あり）殊に物價騰貴の結果として生活の困難を最も痛切に感じて居る者は、申すまでもなく中流階級の人々である、中流階級の人々は、物價騰貴の結果、非常なる生活の困難を感じて居る、併ながら此人々は、社會上の位地を考へ自分の身分に省みて、敢て勞働者の如き、運動的の態度には出て居ない、出て居ないだけ、それだけ彼等の心中の不平不滿と云ふものは非常なるものであります、（拍手する者あり）而も如何に忍耐せんとするも、遂に忍耐をし切ることが出來ずして、偶々發して或は增俸增給の運動となつたことは、高橋大藏大臣御經驗になつたことであらうと思ふ、（拍手する者あり）斯の如く國民の多數に於て、非常なる不平と不滿のある其所へ、外部から危險なる所の思想が這入つて來た時に於ては、其結果果して如何なる影響を國民思想の上に生ずるのであらうか、若し此危險思想が國民の不平不滿の其心理狀態に於て培養され、宣傳をせられた時に於ては、將來政治上並に社會上に及ぼすべき影響は、果して如何でありませうか、此に於て適切有效なる所の政策を實行して、速に物價を調節し、國民生活の安定を圖り、國民思想の善導に資すべきであると云ふことは、天下の齊しく要求する所である、（拍手する者あり）現内閣成立以來、物價調節に關する政策を見て見まするに、殆ど確乎たる方針が無いものゝやうに見える。或は通貨を收縮するやうでもあり、又しないやうでもある、暴利を取締るやうでもあれば取締らないやうでもある、貿易を制限するかと思へば、制限しないやうにも見える、殆ど一定の方針が無いのみならず、物價騰貴の原因其のものに關してすら、一定の見識を持つて居られぬやうに思ふ、（拍手起る）或は世界の大勢如何ともすべからずと言ひ或は貿易發展の結果、正貨が增殖したる爲めであると言ひ或は品物の供給が足らぬ結果であると言ふかと思へば、品物は餘り不足して居ないと言ふ、隨て物價調節に付て實行されたる所の施設なるものを見るに、殆ど見るに足るべきものは無い、其結果として物價は啻に下落をしないのみでありませぬ、連月奔騰して止まる所を知らぬ、試に最近の統計、昨年十二月の物價の指數を見ますれば、三八一であります、之を一年前の一昨年十二月の指數に比較致しますれば、正に三割七分五厘の騰貴に當る、戰爭開始の大正三年十二月の指數に對しては、三倍と一割八分と云ふ驚くべき暴騰であります、現内閣成立以來茲に一年と四箇月、其間に於て物價調節に向つて爲されたる政策を見て見まするに、第一糧食に付きましては、關稅の輕減、外國米輸入賣出、鐵道船舶運賃の減免、節米並に代用食の獎勵、斯の如きのみであります、又一般の物價に付きましては、或は住宅建築の獎勵、公設市場の獎勵、購買組合の獎勵、貯蓄の獎勵、又公債の募集、輸入受引手形、又日本銀行の保證付手形の發行綿絲の輸出の制限、綿絲、綿布、牛肉、鷄卵、大豆の輸入稅の減免、斯の如きに止まつて居る、其中米麥に對する關稅の輕減、其他米に對する政策を考へて見まするに、是等の政策と云ふものは、總て米穀の供給の充實、數量の豐富と云ふことを目的としたものでありまして、必しも米價の調節を目的としたものでないと云ふことは、其の當時政府當局の言明せられたるところである、それ故に是れ等の二三のことと云ふものは、米價調節策として數へることは穩當でありませぬ、又結果から見ましても米價は昨年十一月の相場を以つて一年前の相場と比較致しますれば、三割四分の騰貴に當つて居る、隨つて此の關稅の減免、若くは外國米の輸入賣出と云ふ如き政策は、米價調節としては固より何等の値打が無い、況や外米の輸入賣出と云ふものを實行した其時機が、極めて遲れたるが爲めに、之れが爲めに國庫は數千萬圓の損失を生じて居る又住宅の建築の獎勵、或は公設市場の獎勵、購買組合の獎勵と云ふものゝ如きは、是れは物價騰貴の結果非常なる生活の困難に陷つて居る、一部の人民の生活の困難の程度を、多少輕減すると云ふ效果はあつたかも知れぬが、併ながら物價調節の根本に觸れて居りませぬから、其效果たるや固より論ずるに足りない、のみならず國民全體から見ますれば、洵に大海の一滴に過ぎない、殆ど論ずるに足りませぬ、貯蓄の獎勵如何、貯蓄の獎勵と云ふことは、能く政府の當局が言はれるのである、此政府の貯蓄の獎勵たるや、徒らに口舌の上に止まつて居る、何等有效なる具體的の方策を伴つて居ないに依つて、政策上の値打と云ふものは亦論ずるに足らぬ、公債の募集は如何、政府は或は事業公債、若くは軍事公債の募集を以つて、通貨の收縮、物價の調節と言はれて居る併しながら此の軍事公債、事業公債の募集と云ふことは、元來、財政計畫を進行するが爲めに行ふものでありまして、抑々初からの目的が物價調節とは全く沒交渉であります、加之其の公債の募集の結果は假令多少通貨收縮上の效果はありましても、其效果は極めて間接であるのみならず、一年を通じて考へて見ますれば、啻に通貨の收縮にならぬばかりでなくして、却て通貨膨脹の結果となることもある、輸入手形の引受、或は日本銀行保證付手形の發行、是は成程爲替資金の按排を致し、通貨の收縮を圖る上に於きまして、少くとも通貨の膨脹を抑制する上に於て、多少の效果のないこともありますまいが、是とても今日までの結果から考へますれば、深く申すに當らぬ、綿絲の輸出の制限、或は綿絲綿布外五品の輸入稅の撤廢、若くは輕減の如きものは、物に依つては多少の效果が現れて居るやうに考へられる、昨年十二月の相場を以て、其前月の相場と比較致しますれば、物に依つては幾らか下つた物が無いでもないけれども、之を以て一年前、一昨年十二月の相場に比較をして見ますれば、何れも少くとも三割、多きものは、五割七分の騰貴に當つて居る、吾々が見る所に依りますれば、貿易を制限致して、物價の調節を圖ると云ふ事は、本來内閣諸公の反對して居つた所ではありませぬか、世間に通貨收縮論がある物價調節論があると云ふと、内閣諸公は直ちに之に向つて反駁を試みる、斯の如くにすれば、貿易の發展を阻害するからいけない、然るに其言葉を忘れたるが如くに、俄に綿絲の輸出制限を行ふ、綿絲以下五品の輸入稅の撤廢を行ふ、若し輸出の制限に依つて輸出を制限しましても、物價の調節をしなければならぬと云ふ決心が御付きになつたときに於ては、輸出を制限すべきものは、獨り綿絲に限る道理はありますまい、又輸入を獎勵してまでも、物價調節をしなければならぬと云ふ其御決心が付た時に於ては輸入稅を撤廢すべきものは、何も必しも綿絲以下の五品に限ることはないと思ふ、（「外に何かありますか」と呼ぶ者あり）斯の如きことを言はれると云ふことは、取も直さず物價調節に就て、政府に確乎たる一定の方針が無いと云ふ證據である、（拍手起る）右申しました其外に於て、昨年の十月乃至十一月の二回に於て、突如として日本の銀行で利子の引上げがあつた又年末に際しまして、既に民間の銀行の貸出の警戒が始つて居る、併ながら日本銀行の公定利子を引上げて、それに依つて、貸出の警戒を促すと云ふことに就ては、高橋大藏大臣は適當に之に對して居つた、而して此日銀の利上が説明を聞いて見ましても、是は日本銀行の自衛である、投機の抑制であつて通貨の收縮を圖るものではない、斯様な説明になつて居る、それ故に此二つの事柄と云ふものには物價の調節策として代るべきものではない、而も政府が之に依つて抑制せんとしたる所の、此民間の投機熱其のものは、決して一朝一夕にして、今日の如くに旺盛に赴いたのではありませぬ、政府は或は我國民に克己自制の念が乏しい、自制の力が乏しいから、投機熱が旺盛に赴くと申しまして、罪を國民の自制力の缺乏に歸せんとするかも知れない、併ながら我國民の自制力が乏しいと云ふことを知つて居りながら、其投機熱の旺盛と云ふものを、最近に至るまで何等抑制をしない、國民を指導矯正すべき所の有效なる經濟政策と云ふものを、今日に至るまで未だ執らなかつたが爲め、投機熱が旺盛になつたのである（拍手起る）若し春秋の筆法を以て申しまするならば、民間の投機熱の旺盛は、政府が之を煽揚したるものなりと言はれても、敢て過言ではあるまいと思ふ、（拍手起り「ひや／＼」「國民の發展を知らず」「默れ」と呼ぶ者あり）初めには之を煽揚し後に至つて之を抑制する、斯の如く一貫せざる政策を執るが爲めに、國民は政府の眞意が何れに在ると云ふことを知ることが出來ない、適從に苦しむ結果として、投機抑制の效果と云ふものが、更に擧らないではありませぬか、若し其證據を見せろと云ふならば、明確なる證據がある、斯の如くに日銀の利上を實行し、又民間の銀行をして貸出の警戒を加へしめたに拘らず、昨年末の兌換券發行高はどうであつたか、十五億五千萬圓、一昨年の兌換券發行高と比較しますれば、四億一千萬圓增加であります、殊に爲替資金以外の一般民間の貸出高は昨年末は概數三億五千萬以上である、一昨年末に較べますれば、二億二千七百萬圓の增加に當つて居る、是で以て日銀の利上の效果が、銀行貸出の警戒の效果が擧つたりと言はれませうか、（拍手起る）殊に昨日此の議場に於て大藏大臣の演說せられたことを承りますれば、

成程大藏大臣の演說の中に、國民の不生產的の消費を戒め、又投機を抑制さるゝと云ふ言葉は見えて居つたのであります、併しながら御演說の全般の趣意と云ふものを綜合して考へると、生產資金の供給を圓滿にし、出來得る限り物資の供給を潤澤にし云々と言つて居る、全體の御趣意は何所までも生產萬能主義であると云ふことは、略ぼ推測が出來るのであります、政府が今日の如き場合に於て、生產萬能主義を高唱せらるゝならば、其結果として事業の濫興投機熱の旺盛を煽揚すると云ふことは、是は已むを得ざる結果である、（拍手起る）斯の如くに投機熱を煽揚するかと思へば、其反面に於ては投機を抑制する、其煽揚と抑制と云ふものが同じ――而かも同じ時、同じ演說に於てせらるゝと云ふことは、寔に吾々の了解に苦しむ所である、（拍手起る　原總理大臣が、一月十三日平和克復に關して、一片の諭告を各官廳に發せられたのであります、其一節に斯様なる事が申されて居る、「然るに國內の情勢を察するに近年經濟界の發展甚だ慶賀すへきもののなきにあらさるも、一面に於て國民消費力の增大せる結果浮華驕奢の弊を生し質實剛健の氣風動もすれば衰頽せむとするの虞あるは最も警戒を要する」如何にも其通りであります、此點に就きましては吾々は總理大臣と御同感である、今日我が國民の一部に於て浮華驕奢の弊を生じ、それが爲めに、剛健の氣風を失はんとする傾ありと云ふことは如何にも其通り、其原因は何所にあるか、是は總理大臣も申されて居る通り、國民の消費力の增大の結果であると斯様に申されて居る、是は御同感であります、國民の消費力が增大したと云ふことは、言換へて見れば一部國民の所得が增したと云ふことである、國民の所得はどうして增したか、斯様に申しますれば、國民所得の增加の主なる原因と云ふものは、物價の騰貴である、斯くの如く物價騰貴の反面に於きましては、一方に於いては浮華驕奢の弊を生じ、他の一方に於ては生活難の深い〳〵どん底に呻吟して居る所の、多數の國民があると云ふことを知らなければならぬ、斯の如くに致しまして、我國の社會の組織の根柢と云ふものが、どうして動搖しないで濟むことが出來ませうか、此點は天下の識者が齊しく憂とする所であるが獨り內閣諸公のみは之を御心配にならぬのであるが（拍手起り「のー〳〵」と呼ふ者あり）若し諸公にして眞に之れを憂ふるならば、何故に其本に復つて速に物價の調節と云ふことを御講じにならなかつたのでありますか、本員の考へまするに、政府の物價調節に對する政策が、今日の如く姑息にして不徹底を極めたる其所以のものは（「生絲を下げよそれより外の方策はあるまい」「默れ」と呼ふ者あり）有効にして徹底的なる物價の調節をする時に於ては、我國の產業貿易の發展を阻害する處があると云ふ事が最も御躊躇になる重大なる理由であらうと想像する、併ながら國民の生活の不安と云ふものを緩和致し、國民思想の惡變を防ぎ社會の組織の基礎を鞏固ならしむるが爲めには、假令產業貿易の一部に向つて多少の不便を與へ、不利を感ぜしむると云ふ事も、是は大局の爲め寔に已むを得ない事であらうと思ふ（拍手起り「其言を忘れるな」と呼ふ者あり）加之斯の如くにすると云ふ事が、取も直さず我經濟界全體の究極の幸福であります（拍手起り「產業の破壞者」「其所が政策の岐るゝ所なり」「謹聽」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○濱口雄幸君　若し政府の諸公にして、私の言葉を信じないと云ふならば、須く速に去つて眞面目なる見識に富んだる所の民間の事業家、並に資產家に御聽になるが宜しい（「ひや〳〵」「三菱に聽け」と呼ふ者あり）是等の眞面目なる見識を有する所の資產家事業家と云ふものは帝國の財界の現狀に付て、如何なる考を持つて居るかと云ふ事を御發見になるであらうと思ふ、（拍手する者あり）是等の人々の最も心配して居る所のものは、我國の經濟界の現狀、並に物價の現狀と云ふものが、今日の如くに繼續しまする時に於いては、將來の財界の反動、非常なるものがあると云ふことを心配をして居る（拍手起り「都會のみが日本じやない」と呼ふ者あり）それ故に是等の人々は、將來の財界の不安と云ふものを成るべく豫防を致し、成るべく緩和するが爲めに、政府が一日も速に物價政策、並に其他の經濟政策に就て、徹底的有效なる政策を講ぜらるゝと云ふことを、只管希望して居ると云ふことを御發見になるでありませう、吾々は斯の如き聲と云ふものを、常に耳に聞いて居る、唯だ內閣諸公の耳だけには聞えないでありませうか（「悲觀財政家國を誤る」と呼ふ者あり）大藏大臣は昨の演說に於て、頻りに生產助長主義と云ふものを高唱されたけれども生產の擴張と云ふものは決して一朝一夕に出來るものではありませぬ（「孜々として努める」と呼ふ者あり）少なくとも數年の日子を要しなければ、生產の擴張が、其結果を物資の供給の上に現すと云ふことは出來ますまい（「成程」と呼ふ者あり）數年を費しまして、漸く生產擴張の實を擧ぐると云ふ其時に當つて、外に在りましては歐羅巴各國の國力は次第に恢復をする、內に在つては物價が高い爲に、我國の商品の販路と云ふものは益々縮小を致し、資金が固定をしまするが爲めに、流通資本と云ふものは梗塞をする（「簡單に」と呼ふ者あり）其結果として內地の生產過多、財界混亂と云ふ不祥の事を見ぬとも限らぬと思ふ、（「何所に論旨があるか」と呼ふ者あり）之を防ぐの途と云ふものは、唯た速に物價の調節、其他財界の引締の有効なる所の經濟政策を實行して、他日の反動と云ふものを豫防を致し、我商品の販路の維持を圖ると云ふ事が、最も大切なる點であらうと思ふ、（拍手起る）政府が此點に氣の付かぬと云ふことは洵に國家の不幸と私は確信を致す（拍手起る）依て國民生活の脅威をして、今日の如く甚だしきに至らしめ、又國民の思想をして、今日の如き狀態に陷らしめ、社會の組織の根柢をして、動搖を感ずる虞あるに至らしめたと云ふことは、抑々何の結果であるか、政府の調節策が前申した通り、姑息不徹底を極めたる結果に外ならぬのであります、（拍手起る）斯く申しますれば、取りも直さず政府の當面の責任ではないか（「議論重複」と呼ふ者あり）此責任は斷じて政府としては免るべからざる所であると私は思ふ（拍手起る）吾々は左樣に考へるが、政府は之れを如何に御考になるか（笑聲起る）政府は責任を免るべからざるものと御考になるか、固より物價の調節と云ふ事は、一朝一夕にして行はるべきものではありますまい（「龍頭蛇尾」と呼ふ者あり）併ながら內閣成立以來既に十有六箇月を經過した今日に至つても尙ほ且つ物價調節の目的を達することが出來ない。

「濱口老いたり」「默れ」「議長々々」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○濱口雄幸君　此に至つて政府の責任は益々重きを加へなければならぬ、此點に付て政府の答辯を望む惟ふに政府自らと雖も、恐くは今日までやつた事を以て、其責任を盡したるものとは御考になつて居りますまい（拍手起る）果して然らば、十分に責任を盡したるものと御考になつて居ないとすれば、是までの責任論は姑く之を差措いて、今日まで行つたる物價調節の政策以外に、何か新たる調節策と云ふものを行ふが爲めに、具體的の計畫を持つて居らるゝや否やと云ふことを聽きたい若し是より行はんとする所の、具體的の計畫すら持つて居ないと云ふことであるならば、愈政府は國民の生活問題に付て、全く誠心誠意を缺いたるものと斷定するの外はないのであります（拍手起る）若し此場合に於て、政府は篤と經濟上の狀況に鑑み、考慮中である、或は重大なる問題であるに依つて、色々考慮中であると云ふが如き、抽象的の辯解を聽くと云ふことは、最早今日の國民の現況としては、左樣な雅量を持つて居ないと云ふ事は明白に申上げて置く（拍手起る）吾々も亦左樣な不得要領の答辯は平に御免を蒙ります（「質問が不得要領だ」「左樣な質問は平に御免を蒙る」と呼ふ者あり）以上の趣意に依つて私は質問の要旨を左の如く申上げる、第一政府は今日迄實行したる物價調節策を以て、其責任を盡したりと信ずるや、第二若し其の責任を盡したりと信ずるならば、政府の政策が物價調節上に及ぼしたる効果を、數字を以て具體的に證明すべし、（「そんなことが出來るものかい」と呼ふ者あり）第三、若し之を證明する能はざるか、若くは政府自ら其責任を盡したるものに非ずと自覺せば、政府は責任上如何なる覺悟を有するや（拍手笑聲起る）第四、政府は從來の調節策以外に新たに實行せんとする有効適切なる具體的調節策を有するや否や、第五、若し之を有すとせば、國民の安心の爲めに其內容の要領を示さんことを求む、私の質疑は是で終ります、願はくは此の重大なる問題に對しまして、誠意ある御答辯を要求します（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　高橋大藏大臣。

「國務大臣男爵高橋是清君登壇」「拍手起る」

○國務大臣（男爵高橋是清君）　只今濱口君より數千言御演說がありました――御質疑でありましたけれども、御意見が非常に多いので、御質問の要點を聽取り惡くあつたのでありますけれども、大概分つた積りでありますからして御答をします、若し間違つて居りましたら――私の聽取り方が間違つて居つた

ら、重ねて御諒を願ひたい、先づ大體に於て消して現在時勢を悲觀せば、大に憂慮せられたりと云ふ觀念の下からして、政府の施設に就ては、總て非難をせられて居るやうであります、第一には財政の基礎が或は鞏固でないと云ふ御憂慮がある、即ちそれは何かと云ふと、物價騰貴に原因して、豫算に巨額の歳出増加が殖つて居る、併ながら今後當然來るべき不景氣の場合に於て、即ち反動期に於ては其歳入も減ることであらうからして、豫算が維持が出來ないでないか、斯う云ふことである、當然來るべき反動期に於て、物價が下落すると云ふことは御承知のやうである、而して物件に關する政費の増加は、物價下落と共に歳出も減ずるであらうが、人件費に屬するものは、假令反動期に於て物價が下落しても、其歳出増加を減らす譯には行くまい、故に豫算が不實行になるだらう、其金額は人件費に屬するものは約一億圓ある、斯う云ふことである、是は當然來るべき不景氣と云ふことは、何時來たる御考か知らぬが不景氣が來れば必ず歳入が減つて、人件費で膨れた一億圓を此國が賄ふことが出來なくなると云ふことは、是は其通り悲觀的に御觀察になれば、さう云ふ論も出來るか知らぬが、私共は事實に於て、そんな事はないと思つて居ります、（拍手起る「無いと思つて居る說明をせよ」「默れ」と呼ふ者あり）其說明をすることは、又後とで言ひます（「說明が出來ないか」「說明し給へ」「默つて聽け」と呼ふ者あり）そこで濱口君の言はれるには（「其說明をし給へ」「默れ」と呼ふ者あり）不景氣が來た時分に於て、豫算が維持が出來なから、其事は承認するか、承認をしない（拍手起る「說明をし給へ」「說明が出來なければ謝まれ謝まれば許してやる」と呼ふ者あり）後とで言ふ。

○議長（大岡育造君） 三木君――注意します。

〔「無禮なことを言ふな」「政友會の態はなんだ」「議長は政友會の議長でない衆議院の議長である」「依怙偏頗をするな」「不公平をするな」「不公平にやれ」「默れ」と呼ふ者あり〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）（續）第二には（「說明し給へ」「默れ」と呼ふ者あり）公債の整理に付ての御質疑である。

○議長（大岡育造君） 徹底をしない場合には重ねて問ふことを得ることは、諸君も御承知の通り、尙ほ念を挿して置いた、屢々口を挿むべきものでない、

○國務大臣（男爵高橋是清君）（續）此公債に付て濱口君は、將來に償還すべきものが內債に於て九億、外債に於て四億以上ある、而も今日は短期の公債より外に發行をせずにある、今後數年の後には、一時に是等の公債の償還期限が來るが、此償還がどうして出來るか、短期公債を發行して居るのみであつて今日長期の公債は發行が出來ない、尙ほ其上に公債を――今日公債計畫の政策を執る、益々公債が殖えるばかり、そこで其償還期限が來た時分にどうするのかと云ふ御尋のやうに受取つたのであります、固より是は借替若くは償還財源があれば償還をすると云ふ外ない（「どうしてするか」「默れ」と呼ふ者あり）今日短期の公債を募らなければ、長期のものは募らぬと云ふことは、是は何れの國に於ても、其時代に依つてあることである（「短期に依れば宜いぢやないか」と呼ふ者あり）何れの國でも御覽なさいまし、今日長期の公債を以て、是迄溜つた短期のものを一時に整理すると云ふことは、今日の時勢に於ては困難であると云ふことは、獨り我國のみではない、併ながら漸次之を長期に改めると云ふことは努めねばならぬ、故に此點に於ては大に努めて居るので、又行詰まる場合に於て執るべき政策を、今日豫想して言ふべき限りではない（拍手する者あり「止めい止めい」「默れ默れ」と呼ふ者あり）若し憲政會諸君に於て、公債政策に就きて智識が乏しくて、外國の例でも知りたいと云ふならば申上げても宜しい（拍手する者あり、「智識が乏しいとは何だ」「憲政會の智識が乏しいとは何だ」と呼ひ議場騷然）

○議長（大岡育造君） 私の聽いた所に依れば、憲政會が智識が乏しいと斷定したのではありませぬ（「斷定したのだ」「斷定して居ります」「默れ」「發言中だ」「憲政會の諸君が智識が乏しい外國の事を聽かうと云ふならば說明する斯樣に……」「默れ」「取消せ」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます――靜肅に願ひます。

〔「確に明言した」「休憩をして速記錄を調べて見ろ若し議長と私の聽方が違ふと云ふならば……」「小山松壽默れ」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 靜かに御聽なさい……

〔「其言を取消せ」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 斷定しては居りませぬ。

〔「斷定した」「休憩して速記錄を調べろ」「冷靜に聽け」「發言中だ」「謹聽々々」「頭を冷やせ」「發言中でも出來ます」「議長緊急動議があります」「發言中だ」「議事進行に對して緊急動議があります」「默れ」と呼ひ拍手する者あり議場騷然〕

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

〔「緊急動議があります」「贊成々々」「默れ默れ」と呼ひ、拍手する者あり〕

○議長（大岡育造君） 議事の進行に關して緊急の動議があります。

〔「贊成々々」「反對々々」「少數々々」「發言中にさう云ふことはない」「議長いけませぬ」「發言中」「議長御許しがありませぬか」「成規の贊成がありますぞ」と呼ふ者あり議場騷然〕

○議長（大岡育造君） 發言が濟んでから整理を致します――此發言が濟んでから整理致します。

〔「成規の贊成があるのに……」「默れ默れ」と呼ふ者あり、小山松壽君「宣告をして何故御採りにならぬか、議場に緊急動議があると云ふことを宣告して……」と呼ふ、「斯樣な議事の整理がありますか」「議長は此問題に付て徹底致しませぬか、宣告して置いて實行しませぬか」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 宣告はしませぬ。

〔「採決々々」「反對々々」「頭を少し冷靜に」「議長は宣告して何故採決しませぬ」「採決すべし」「議長は宣告したんではないか」「八釜しい」と呼ふ者あり、三木武吉君「本員の提案を議題に」と呼ぶ、「默れ默れ」と呼ふ者あり小山松壽君「斷じて許しませぬ、議長は緊急動議を議題にすることを議場に宣告をすると……斷じて許しませぬ」と呼ふ、「默れ默れ」「此議場に諮うたのだ」「議長は宣告して居りませぬ」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 宣告はしませぬ、報告はしました。

〔「斷然退席を命ずべし」「規則の勵行」「議場の秩序を紊す」「默れ默れ」と呼ひ發言する者多く議場騷然小山松壽君「議長は宣告して居る、緊急動議を――而して何故に採決がありませぬか」と呼ふ、「議長々々」「八釜しい」と呼ふ者あり、三木武吉君「議事進行に關する緊急動議が、成規の贊成があることを確認になつて、御諮りになつたものと私は思ひます、何故其事に就て御採決になりませぬ……」と呼ふ、「默れ、默れ」と呼ふ者あり、發言者多く、議場騷然〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）（續）唯今の正貨の事に就て續いて申します、濱口君は政府の剩餘金或は一時の剩餘金を以て整理して居る、將來此剩餘金を政府が使ふ場合に於て、如何に此正貨を維持するか

○議長（大岡育造君） 整理を致しますから暫く休憩致します――暫く休憩致します（拍手起る）

午後四時四十一分休憩

午後五時五十四分開議

○副議長（濱田國松君） 休憩前に引續いて開會を致します、六時の閉會定刻に迫つて居りますが、都合に依りまして時刻の延長を致したいと思ひますが、御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君） 御異議がなければ、定刻を延長することに決します、就きましては、直ちに議事の進行を致すべき筈でありますが、今尙各派交渉中の案件がありますから、今暫時更めて休憩を致します。

午後五時五十五分休憩

午後六時九分開議

○議長（大岡育造君） 休憩前に引續いて會議を開きます、高橋大藏大臣。

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇、拍手起る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君） 先刻私が述べました言葉は、決して侮辱の意味を以て言つたのではないのであります、若し憲政會の諸君が御分りにならなければ、外國の例を申述べませうと、斯う云ふ意味で申したのであります。

○三木武吉君 議長。

○議長（大岡育造君） 三木君――一寸御待ちなさい――三木君。

○三木武吉君 先刻私は大藏大臣の御答辯中の御言葉が、我々憲政會に對して、侮辱の言を吐かれたものと信じましたから、其取消を請求せんが爲めに、緊急動議を提出致したいのであります、然るに休憩

後の唯今大藏大臣の前言に對する御釋明を伺つて見ますると云ふと、最早是れ以上私が彼此申上げないでも宜しい事である、斯く信じますするから、前に提出致しましたる私の緊急動議は、玆に更めて撤回致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 大藏大臣、御說明を……

○國務大臣（男爵高橋是清君）（續）濱口君の御尋の第二は、現在政府が剩餘金、若くは一時の餘裕金を以て、海外に所有して居る所の正貨を長く維持は出來まい、政費の必要に應じて使はねばならぬものである、其金で持つて居る正貨であるからして永續は出來まい、之を如何に維持する考か、又此正貨を使ふ場合に於ては、勢い兌換の增發となり、延ては物價の騰貴を促すではないか、即ち財界に惡影響を及ぼす、兎に角此の正貨を如何にして維持するかと云ふ事か、主要の點であるやうに承知を致した、是は申すまでもなく御考の通りで、今日政府の所有して居る在外正貨と云ふものは、剩餘金又は一時の餘裕金で持つて居るのでありますから、長く此金を以て正貨を維持すると云ふことは出來ぬと云ふ事は、將來に明かな事である、而して將來此正貨が減るか、殖えるかと云ふ事は、偏に我國の貿易の關係如何に在る、初めよりして此正貨の出來た歷史を調べて見ますれば、海外の貿易に依つて得たる所の金を以て之を民間の力で此正貨を用ゐたならば、誠に宜しかつたのであります、けれども、何分此戰爭の影響として海外から得た所の民間の資金は、擧つて之を我製造工業の擴張に用ゐなければならぬので、民間の懷には、斯の如き巨額の在外正貨を持つ力が無いのであります、併ながら貿易を維持するが爲めに、出來るだけの手段を講して、今日まで此發展を圖つて來た結果が此に現れて居るので、今後尙ほ一層積極的に產業貿易を發達して、國民が自分の力で此正貨を持つやうになれば是は維持が出來る、或はもつと殖えると云ふことになるかも知れませぬ、併し此政府の所有の正貨と雖も、一時に悉く政費に使はねばならぬと云ふやうな必要は、非常な事件でも起れば格別、先づ今日の所では此位の程度のものは、多少增發があつても、數年間續いて行けるだらうと考へる、又何事を措いても、此正貨を維持せねばならぬと云ふ方針では、決してないのであります、併ながら何れの國でも、正貨の多きを望むのでありますからして、願くば矢張今後と雖も、海外貿易の發展を圖つて益々此正貨を殖すと云ふことは偏に希望する所であります、終りに物價調節の問題に就て方針があるのか、或は責任を盡して居るか、斯う云ふ要點であるやうです、此の物價調節の問題に就きましては、濱口君と私とは不幸にして根本に於て觀念が違ふのである、濱口君は從來政府が物價に關して執り行ひたる所の施設に付て、悉く其項目を擧げられ多少の効能はあつたと云ふことは、御認めになつて居るやうでありまするが、兎に角此根本の政策が無い以上は、如何なる施設をしても、濱口君は御不滿足に違ひないのである、（「其通り」と呼ふ者あり）此根本の政策と云ふ者は、通貨の收縮と云ふ事が、濱口君の御議論のやうに承知する、（「とは言はない」と呼ふ者あり）濱口君に如何なる具體的の案が御有りになるか、それは承ることが出來ませぬで、甚だ遺憾とするのでありますけれども、世に是まで謂ふ通貨收縮論の主張は、主として金利政策、金利を引上げて以て此通貨を收縮する、斯う云ふ事に歸著するやうであります、金利を引上げて通貨を收縮すると云ふ事は、我々の考ふる所では、人々に資本を成べく使はせないやうにしやうと云ふ事である、事業も成るべく起さないやうにしなければならぬ、（「のう〳〵」「分つてる」と呼ふ者あり）金利を引上げると云ふ事は、資本が高くなつて、容易に事業には新たに資本を投ずることも、從來の仕事を擴張することも出來ないと云ふ、詰まり即ち資本を高くすると云ふことで、左樣な政策を執つて資本ばかりを高くした以上は、是まで成立つた仕事も、其高き資本に對して、相當の利益を擧げることが出來なくなつて必ず不景氣が來る、不景氣が來れば、物價の下ると云ふことは、濱口君も御認めになつて居るのである左樣な狀況を呈して此物價を下げると云ふことは、吾々の方針でないのであります、（拍手起る）それ故に昨日も述べましたる通り、益々國民は生產を助長せねばならぬ、物を澤山造ることに努力せねばならぬ、一方に於ては不生產的に金を使ふことはいかぬと、斯う戒めるのであります、此大戰の影響を受けて、世界各國共に物價調節に付て、完全な政策の行はれたる所は一つも無い、又行はれた時も無い、獨り我國に於て、物價調節に付て具體的に政策を述べろと云ふ、斯う云ふ請求のやうに、一、二、三、四、五に付ては纏めればそこに來るのであります、何れの國に完全なる物價調節の政策が、行はれた例がありませうか、今日は最早理論の研究の場合でない、何處の國でも實行すべき具體案に就て、種々爲政者は皆な苦慮して居るのであります、國々皆な事情を異にして居りますから、必ずしも外國に完全に行はれたものが、我國に行はれると云ふ譯でありませぬけれども併ながら何處かの國に、完全に物價調節の政策が行はれたことがあるとしたならば、我國に採つて參考になるべきものである然るに未だ完全に參考となるべきものが、何れの國に於ても行はれぬのであります、（「汝の無能を表白するのである」と呼ふ者あり）そこで現政府は過去に於ても、現在に於ても……

○議長（大岡育造君） 靜肅に……

○國務大臣（男爵高橋是清君） 有ゆる手段を攻究して、時々今日の物價に付ては施設を爲して居ることで、將來と雖も、此上に尙ほ施設は爲す考でありますから、左樣御承知を願ひます（拍手起る）

○濱口雄幸君 議長。

○議長（大岡育造君） 濱口君。

○濱口雄幸君 簡單でありますから、自席から發言の許可を願ひます。

○議長（大岡育造君） 許可致します。

○濱口雄幸君 唯今大藏大臣は、本員の質疑に對しまして、逐次御答辯になりました、私は尙ほ滿足せざる點に就て、簡單に御尋ねを致したいと思ひます第一に歲入不足の點に就て質疑を致しましたる所、大藏大臣は歲入の不足と云ふことは承認をしないと云ふ御答辯でありました、承認をしない理由を詳細に承りたい、惟ふに大藏大臣の御考は、何時までも今日の如く經濟界の好景氣が繼續するものであると云ふ御考であるか、反動的不景氣が來ると云ふことを申しました所が、それは悲觀論と仰せられた、私は自ら悲觀と云ふことは言ひませぬ、反動的不景氣が來ると云ふことは、恐くは衆論の一致して居る所であります、內閣諸公と雖も、當然之を御認めになることを信じたのであります、若し之に就て御意見があるならば、詳細に承らなければならぬ、唯々承認しないでは本員は滿足は出來ませぬ、第二點は公債の整理に就て、詳細に涉つて質疑を致しました所が之に對して大藏大臣は行詰りの場合を豫想して、今日より、計畫をしない、斯樣なる御趣意の御答辯がありました、言換へて見れば今日に於て整理しなければならぬ所の、殆ど二十億に近い公債を整理することに就て、大して御計畫が無い意味であると了解して宜しいか、其次は正貨に關する質疑でありましたが、今日の正貨は、どうか斯うか數年間保つことは出來るのであらうと思ふ、又必ずしも保たなくても宜しからうと考へると云ふ御答辯でありました必ずしも保たなくても宜しいと云ふ時は、即ち正貨を處分する時であります、其處分する時に當つて經濟上に惡影響が來る、如何にして其惡影響を避けることが出來るか、全く御考がありませぬかと云ふことを、もう一度御伺ひします、それから物價の調節問題に就きましては、大藏大臣は金利の引上に反對であると云ふことは、本員承知致して居ります、果して金利の引上に反對であるならば、何故に昨年十月並に十一月の二回に亘つて、連續して金利の引上を行つたのであるか、其點を伺ひます、それから其次に物價の調節に就ては、各國共に何れも完全なる政策を行つて居ないと云ふことであつた、固より完全無缺でないと云ふ感はありませうが、私の問はんとする所は比較的の議論であります、昨年の十一月に於ける東京、倫敦、紐育、此三箇所に於ける物價は、一年前、即ち一昨年の十一月の相場に比較しまするに、亞米利加に於きましては、四分五厘の騰貴であつた、倫敦に於きましては、一割五分一厘の騰貴であつた、然るに東京に於きましては三割三分の騰貴である、固より紐育、倫敦と雖も完全でありますまいが、其世界の大市場の騰貴に比して、非常な高率を示して居る、少くとも比較的に日本の物價の調節が、今日不完全であると言はなければならぬ、其點に就て如何なる御考がありますか、それからもう一つ申したのは、物價の調節問題に就て私の申した事は質問の理由を申した、其結論に於て質疑の要點を擧げたのは、要するに今日まで政府の執られた物價の調節策に依つて、政府が其責任を盡されたものと信ずるや、之が質疑の要點であります、若し責任を盡されたと信ずるならば、此證據を數字に依つて、具體的に御示しあらんことを附加へて申したのであります、此點に就て再應御尋致します、（拍手起る）

○議長 大岡育造君） 高橋大藏大臣。

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇〕

○國務大臣(男爵高橋是清君)　再應の御尋で御答をします、歳入不足を承認しない其理由、斯う云ふ事でありますが、即ち反動の時代が來た時分に歳入が不足して、豫算の實行が出來なからうと云ふこと、是は多分九年度にあらずして、十年、十一年の將來に亘つての御尋てあらうと思ひますが、左様ですか。

○濱口雄幸君　左様です。

○國務大臣(男爵高橋是清君)　十年、十一年分、今後數年の間に於て必ず始終好景氣が續くと云ふことも、是は何處の國にも無い、好景氣の後に多少不景氣があり、又好景氣が來ると云ふことは、是は言ふ迄もなく經濟界の一帶の狀態で、即ち波動を爲して居ると云ふのは、即ち其事である、今日何人と雖も波動なくして經濟界が順調に進むとか、波動なくして不景氣一方に走ると云ふことは、斷言が出來ない筈である、それで不景氣と申しましても、必ず農工商總てが皆な破産するとか云ふやうな事は無い筈である(笑聲起る)其時の形勢に依つて、或者は伸び或者は縮む、又或者は廢業になると云ふことはあるのであります、一般的に總てが不景氣になつて、國力まで――國富まで減退すると云ふことは餘り無い戰でもして不生産的に消費したら――國力を消費したら、それは國富は減りますけれども、唯々不景氣か一時來たからと云つて、國富が減つて、其の國の政府の歳入が、豫算實行の出來ない程に減つたと云ふ例は、私はまだ寡聞にして聞いた事がない(拍手「日露戰爭後にあります」と呼ふ者あり)それから第二には、公債二十億圓の始末をどうするかと云ふことに就て、行詰つた時の政策は今日より申上げる限りでないと思ひます、行詰ると云ふことは、政府が破産すると云ふことで、左樣な事は私は夢にも想ふて居らぬのであります、(拍手起る　第三は正貨の維持に就て再度の御尋でありますが、是は先刻も申した通り、國民の力を以て之を持てば格別、左もなければ政府の要る分に就て正貨を使はなければならぬ時は、正貨を我國に取寄せる、然らざれば爲替で取寄せると云ふことにする、正貨を持つばかりが國民の力の海外の發展でない、海外に資本を投すれば則ち正貨を持つたと同樣であります、此正貨を國民が買つて、海外の事業に放資すれば一向差支ないではないか、正貨が減つても、それだけの事業が國民の資本に依つて起れば差支ないではないか、故に今後の國民の力の發展に大いに待たなければならぬ、(「分らぬ」「默つて聽け」と呼ふ者あり)それから續いて物價調節に就て、金利引上策を物價調節の爲めには行はないと云ふ私が意見を有つて居る、然らば日本銀行が、昨年二回金利を上げたのはどうした譯かと云ふ御尋である、日本銀行の金利引上は、豫て申す通り大藏大臣としては、日本銀行當局者より金利引上ぐべしと云ふ理由を具して持つて參つて、之を承認する、大藏大臣がさうしなければならぬと指圖して、金利を左右するのではありませぬ、(「そんな誤魔化しを言つてはいかぬ」と呼ふ者あり)日本銀行の金利引上をするのは(「證據は見えた」「默つて聽け」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君)　靜肅に……

○國務大臣(男爵高橋是清君)　金融業者に向つて警戒を與へるのだ、餘り亂雜に資本を使はないやうに警戒を與へるのだ、是が中央銀行の金利を上げる所以である、決して物を安くしやうと云ふやうな目的で金利を上げるのでない、餘り金の使方が亂雜になるから、それを警戒する爲めに金利を引上げるのである、(拍手起る)それから第四に戰時中の物價の指數の事に付て、紐育、倫敦を例に擧げられて、獨り日本が高いと云ふことである、是も物價の指數と云ふものは、一般的に見れば、多少役に立つものであります、豫て能く私か言ふのです、川があつて、其川幅に幾らも廣いと狹いとがある、此平均の深さは幾らであると云ふのが、物價の指數と同じである、併し此川に橋を架けるとか、何か工事をする時に其平均の深さでは大事の工事が出來ない、物に依つて行かなければならぬ、實際の論としては、物に依つて論じなければならぬ、何故に紐育の品物が安く、何故に紐育の品物は日本より高いか、物に依つて皆な違ふのである、唯だ指數を見て一時日本の――或は東京の物價指數が高いから、是は世界中で日本が一番高いのだとは言へぬ、現に常食として居る、即ち大なる問題となつて居る米價に付ては如何でございませう、米の如きは世界中に於て、支那を除く外日本が一番安い、何處を御調になつても日本程安い處は無い、(拍手起る)それから第五項の最後には、是々で政府が施設した物價調節の政策に就いて、其責任を盡したりと信ずるや、問はるゝまでもない責任を盡して居る、而して其證據を數字を以て擧げよ、さうして其責任を盡したのかどうかと云ふことを數字を以て證據を擧げろと云ふ、是は何とも六ケ敷い事であると思ふ、(拍手起る)但し物價の指數に付ての物價の比較を見たいと云ふ御希望でありますれば輸出の關係に依つて定まる物價、輸入の關係に依つて定まる物價、比較的輸出入の關係の薄い物價の數字、是等は外國のものと比較した表は作れば作られますから、それならば差上げることが出來るのであります(拍手起る)

○岩崎勳君　國務大臣の演說に對する質疑は、本日は此程度に止め、明二十四日の本會に、更に繼續されんことを望みます。

〔「贊成々々」の聲起る〕

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議ないと認めます、仍て之にて散會し、明日は定刻より開會致します。

午後六時三十八分散會

○大正九年一月二十四日(土曜日)

午後一時七分開議

議事日程　第四號

一　國務大臣の演說に對する質疑　(前會の續)

第一　軍人恩給增額に關する建議案(村松恒一郎君外七名提出)

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一昨二十三日大岡議長宛左の謝電を受領せり

第二艦隊司令長官

衆議院の鄭重なる決議に對し麾下一同を代表し深厚なる謝意を表す

吳鎭守府司令長官

二十二日陸海軍に對し爲されたる貴院の決議に對し麾下一同を代表して感謝の意を表し尙益奮勵至誠奉公の實を擧け以て國民の輿望に副はんことを期す

野間口第三艦隊司令長官

衆議院の鄭重なる決議に對し麾下一同を代表し深厚なる謝意を表す尙益奮勵輿望に副はんことを期す右然るへく御披露を請ふ

名和橫須賀鎭守府司令長官

昨二十二日陸海軍に對し[illegible]せられ其の旨海軍大臣より傳達せらる本職は茲に麾下一同を代表し貴院の決議に對し深厚なる感謝の意を表す

第一艦隊司令長官

衆議院の鄭重なる決議に對し麾下一同を代表し深厚なる謝意を表す右然るへく御披露を請ふ

佐世保鎭守府司令長官

我海軍に對し貴院の決議に依る鄭重なる御挨拶に接し感激に堪へす茲に部下一同を代表し深厚なる謝意を表す

舞鶴鎭守府司令長官海軍中將黑井悌二郎

平和克復に際し衆議院決議を以て鄭重なる謝辭を忝ふし感激の至りに堪へす茲に麾下一同を代表し謹みて謝意を表す

大湊要港部司令官

陸海軍に對する貴院の懇篤なる決議を敬承し當要港部一同に代はり謹みて感謝の意を表す

千坂鎭海要港部司令官

議院の深厚なる決議を忝ふし感佩の至りに堪へす部下一同に傳へ感謝を表す

第二遣外艦隊司令官吉田清風

衆議院の鄭重なる決議に接し感銘の至りに堪へす茲に麾下一同を代表し深厚なる謝意を表す右然る可く御披露を請ふ

中川馬公要港部司令官

衆議院の鄭重なる感謝の決議の報に接し感銘の至に堪へす茲に麾下一同を代表し深厚なる謝意を表す然る可く御披露を請ふ

永田臨時南洋群島防備隊司令官

衆議院の鄭重なる決議を忝ふし感佩の至りに堪へす麾下一同を代表し茲に深厚なる謝意を表す右然るへく御披露を請ふ

一　今二十四日委員長及理事互選の結果左の如し

大正八年勅令第四百七十八號(承諾を求むる件)委員

委員長　氣賀勘重君

理事　河上哲太君　堀川美哉君　津末良介君

大正八年勅令第三百四號（承諾を求むる件）委員

委員長　政尾藤吉君

理事　一宮房治郎君　砂田重政君　小川寅六君

一今二十四日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第一部

豫算委員　早速整爾君（武藤嘉門君補闕）

第二部

決算委員　松井文太郎君（押川方義君補闕）

第九部

豫算委員　押川方義君（今井嘉幸君補闕）

一昨二十三日議長に於て選定したる委員左の如し

大正八年勅令第三百四號（承諾を求むる件）

政尾藤吉君　井島義雄君
佐々木武生君　一宮房治郎君
林爲良君　西村正則君
工藤吉次君　小田切磐太郎君
野村嘉六君　樋口秀雄君
高田耘平君　尾越辰雄君
上村耕作君　井戶文四郎君
砂田重政君　飯田精一君
河崎助太郎君　小川寅六君

大正八年勅令第四百七十八號（承諾を求むる件）

田邊熊一君　鈴木[illegible]藏君
高橋本吉君　氣賀勘重君
奧田龜造君　河上哲太君
赤間嘉之吉君　磯部尙君
下岡忠治君　齋藤宇一郎君
紫安新九郎君　竹村良貞君
正木照藏君　前田卯之助君
西村丹治郎君　堀川美哉君
淮末良介君　横井藤四郎君

○議長（大岡育造君）　是より會議を開き、御諮り申す事があります。

第五部選出豫算委員堀尾茂助君、第一部選出決算委員森本次君、第七部選出決算委員横田孝史君、第三部選出請願委員竹村良貞君、第五部選出請願委員尾越辰雄君、右常任委員辭任の申出がありました、許可することに御異議はありませぬか

「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ、之を許可することに致します、各々其部の諸君は速に補缺選擧を行ひ、御屆出あらんことを希望致します――是より質問の繼續に移ります――松永安左衞門君。

「松永安左衞門君登壇、拍手起る」

○松永安左衞門君　本員は、去る二十二日總理大臣並に外務大臣、陸軍大臣より施政の方針並に外交に關し、西伯利駐在兵の問題に關して御說明がありました、之に對して又議員の質問あり、其御答辯に對しまして、少なからず質疑を懷く一人でありまする其中で本日御尋致したいと思ひまするのは、第一に西伯利出兵の問題であります、此西伯利に今回增兵されました理由に就きましては、總理大臣の御說述もありました、又外務大臣、陸軍大臣の御說明もありました、併し其說明內容に至りましては、甚だ不明徹底を缺いて居るかの如き感じを持ちます、本員は各政黨政派に關係せない一人であります、此不徹底及不分明を質疑する所以のものは、何等政黨的立場に立つて、之を非議しやうと云ふ意味ではありませぬ、我が國民の多數及外國識者間には、日本の出兵の問題に對しましては、多大の疑惑を以て視て居ります、而して政府の政治上の所見に於きまして亦必ずしも世間の疑惑を持つ如きものでないかも知れませぬ、併ながら其說明の內容、及方法が徹底を缺きまする場合には益々世間の疑惑を生ずることでございまする、私は國民の一人として、中正の立場に立ちまして、政府をして其所信を今日は詳に御述下さらんことを希望するが爲めに、此言議を爲すのであります、で第一に御尋致しまするのは、右申したやうに、今回增兵を爲した事に就て、十分なる理由を今一應御述を願ひたいと云ふのであります、で之を御尋する所以のものは、右申した次第でありまするが、第一私共が去る二十二日の三大臣の御說明中には、多少の不一致、不統一の點があるかの如く感ずるのであります、速記錄を見ましても、或は御話を聽きましても、其點は甚だ徹底を缺いて居る、總理大臣の御說明に依りまするど、斯う云ふ事があります、「彼の地方未だ安定を得ず差措難き狀態に在るを以て多少の兵を增派せり」さう致しまするど、增兵の理由は差措難き或は何かの情況が出來して、或は其狀態が片付かぬが爲めに、今日兵を增すことにしたと云ふ御說明になる如くである、又外務大臣陸軍大臣の御說明中には、左樣な文句は何方にも見えて居ない、又質疑應答に對しましても、左樣な御說明は無いやうであります、單に「チェック」軍救援に在ると云ふことのみ、御辯明になつて居りますさう致しまするど、外務大臣、陸軍大臣は、今回の增兵は單に「チェック」軍の救援なりと云ふ御斷定でありまする、而して此「チェック」軍の救援なるものは、所謂舊態の維持であつて、前の出兵理由に基く、單なる救援行爲と看るべきものでありまするが、總理大臣は之をも措き難き情況に在るを以て、增兵したと云ふことでありますれば、此間に何等かの事情の相違、及出來事があることを認めなければならぬのであります、此兩點に就きまして、私は少しく御尋を進めて見たいと思ふのです、「チェック」軍の救援に就きましては、是は日米協同出兵の初より本義であります、是は內外に明瞭なる次第で、而して、其「チェック」軍の救援の狀態は、今果して如何なる成績に在るのでありませうか、此事も外務大臣より御說明を願ひたいと思ふのであります、と申しまするのは「チェック」軍救援と云ふことは、私の所見に依れば、既に結了して居るのではあるまいか「チェック」軍還送は或は結了して居らぬかも分らぬ「チェック」軍を最初より救護すると云ふ目的は、既に達せられて居ると看るべきものではあるまいか、跡始末をする、或は還送の手續をする、或は船を備ふ、斯う云ふ事に就ては、尙ほ殘つて居るかも存じませぬが、救援の大體に就ては片付いて居るものでなければならぬ、之を證明しまするのは、亞米利加の日本に對する通知であります、亞米利加の通知に於きましては、「チェック」軍の救援は既に完了せりと云ふことが、第一の理由であります、此見地より撤兵することを聲明して居られる「チェック」軍の救援の情況に就きまして私の信ずる所に依りまするど、元と「イルクーツク」以西に點在して居りました所の、許多の「チェック」軍を主に此の東部の方で遮斷せられ、西部の方にも遮斷せられた「チェック」軍を一と處に纏めて、之を東の方に移して、段々浦潮方面から還すと云ふことに在つたやうであります、亞米利加の出兵の目的も此であつたのでありませう、日本の出兵の目的も左樣であつたのでありませう、何となれば、日本は「イルクーツク」以東の鐵道の守備に當つて、さうして漸次に此方面に「サバイカル」に集めて、之を移すと云ふ方針であつたでありませう、此問題は多少爾後變化して居る、即ち亞米利加が實際兵を送つて、西伯利に來て見ますと形勢は變化して居る、即ち其後各聯合國は、過激派政府を征討すると云ふことに段々方針が變つて居ります、さうして西部の方、所謂西歐羅巴の方面、或は南歐羅巴方面から送る兵と響應して、「コルチヤック」政府を援けて、段々過激派を討つと云ふことになつて來て、さうして其勢は甚だ好かつたものですから、段々「チェック」軍と云ふもの東の方に送ると云ふことを止めて、西に轉ぜしめて、さうして「ペトログラード」或は莫斯科が片付いたならば「チェック」軍が、其儘「チェック」の本國へ歸ることが出來ると云ふ形勢に陷つた、さうして「イルクーツク」から「オムスク」までの間、戰鬪行爲は主に「チェック」をして當らしめた狀態である、即ち「チェック」の救援に非ずして「チェック」が寧ろ「オムスク」政府を救援したと云ふやうな狀態に立つて居ります、然るに此「チェック」を救援した所の「オムスク」軍、及聯合國を援けて居つた所の「オムスク」軍は、段々不利の位置に立つて、さうして東に歸らんとして西に行つた所の「チェック」軍は、再び東に歸らざる狀態に立至りまして、昨年以來段々此兵が集つて「オムスク」に駐在し、漸次東漸して、現に「貝加爾」方面「イルクーツク」方面に移つて來て居ると云ふ狀態である、今日「チェック」を若し完全に浦潮方面に送ると云ふならば、其儘鐵道で送れば宜しい狀態である、而して輸送に關しましては、英米兩國間の協定を以て、盛に浦潮に船を集めて今輸送中である、所謂「チェック」救援なるものは既に過ぎ去つて寧ろ「チェック」を利用して戰鬪行爲をやつて而して其「チェック」は「オムスク」軍の東漸と共に段々東に移つて來て、最早輸送狀態に移りつつあるやうな狀態であります、亞米利加が「チェック」救援の業は、既に完成せりと云ふことを言ふのは當然でありまして、而して之を輸送乘船せしむる所の殘務の手續が殘つて居る、二月何日より亞米利加が撤兵すると云ふことは「チェック」の完了と共に撤兵するのでありますから、必ずしも今日「チェック」を打棄て置いて單に亞米利加が撤兵すると云ふ意味でもあるまいと思ふ、斯る情勢の下に「チェック」軍救援なりと云ふ意味は、果してどう云ふ御意味であるのでありま

せうか「チエック」を援けろ、助かつて居るものを援けると云ふ意味は、どう云ふ意味であるのでありませうか、又斯る事を以て增兵の大理由なりと爲さるのは、どう云ふ意味でありませうか、是は能く伺つて、置きたいものであらうと思ふ、それから是は序でありますから御尋ねを致して置きたいと思ひます質問と申す程の事でもありませぬが、「チエック」軍救援後に於ては、然らば日本の兵を撤兵するかと云ふことの御尋が、二十二日に議員の中からあつたと思ひます、それに對しまして外務大臣の御答に、「チエック」軍救援後と雖も、撤兵するかしないか分らない、何となれば浦潮に居る所の八千の日本人と及多數の朝鮮人が居る、此朝鮮人を引揚げると云ふ事に就ては、尙ほ駐兵の必要があると云ふ御話があつたやうであります、私は其當時から少しく不思議に思つて居りましたので、無論日本人が多少居りますれば、朝鮮人が幾分居ると云ふ事は是は、言ふまでもない話でありませうが、併し特に多數の鮮人ありと云ふ御話があつたのは、其鮮人と云ふのは、朝鮮民族と云ふ單なる意味でありませうか、或は日本に國籍を有する所の朝鮮人と云ふ意味でありませうか私の信ずる所に依りますれば、日本に國籍を有する所の朝鮮人は、露西亞、西伯利方面に餘り居ない筈であつて、此朝鮮人と云ふものは、多く露國の歸化民であります、然らば露國人である、朝鮮人を救援しやう、或はそれを擁護しやう、或は引揚げやうと云ふ御趣意であるか、其邊も多少御答辯には餘程力を籠めて御話になりましたから、重要な事と認めまするが爲めに御尋をする次第であります、其の次に「チエック」救濟の事に就きまして、果して鐵道輸送等を當分衞ると云ふことが必要であるとしましても是は黑龍江線を衞る必要はない、所謂東淸線を衞れば宜しい筈でありますから、黑龍線を衞る必要なく東淸線のみを衞ると云ふことになりますれば、寧ろ減兵の理由とはなりましても增兵の理由とはならないと思ひます、之に就ては陸軍大臣あたりからも、何か御答辯を願ひたいと思ふ、其次に總理大臣の御說になつて居りまする差措き難き狀況是は大變重大な事であります、若し差措き難き狀況がありまして國家の使命を完うし、國民の慶福を圖り、完全に總ての事を實行しやうと謂ふべき、非常必要なる狀況に迫つて居ると云ふ事でありましたならば、是は固より增兵の必要あることも、本員は認めないではありませぬ、併し差措き難き狀況云々と云ふことは如何なる事でありませうか、私の信じまする所、聞いて居りまする所に依りますと、別に差措き難き狀況と云ふ――甚だ失禮な申分か存じませぬが、國民を驚かす如き言葉を御使になる程の事柄は、別に存在しないと思ふのであります、併し此差措き難き狀況と云ふことを、私が想像致して見ますれば、恐くは去る昨年十一月から本年に掛けました所の、「オムスク」政府の崩壞の事であらうかと存じます、「コルチヤック」の兵を援け、全露政府を助けて、さうして過激派に當らしめると云ふ事は、獨り日本の方針ばかりでなく列國の方針であつたのであります、現在は兎も角も、舊來の列國の方針であつたのであります、而して此「コルチヤック」の政府を援けて「オムスク」に其勢力を固めしめ漸次西進せしめて露西亞の全體の統一を圖り、之に依つて政府の確立を圖つて、過激派を掃蕩しやうと云ふことは、少くとも其當時の聯合國の方針であつたのである、日本出兵の理由此に無しと雖も自然の結果として、さう云ふことに陷つて居ります、此大方針が非常な變化を來して、さうして去る十一月に於きましては全然の敗退、陸軍大臣の說明の通りであります、さうして「イルクーツク」に於きまして、民主的革命團が成立して遂に日本が支持して居ると云はれて居る所の、「セミヨノフ」の如きも、既に段々敗退して來ます、總てのものが悉く後退敗退をしてしまつて、我が守備軍の戰線とは、最も近き情勢に迫つたと云ふのでありませう、果して是が捨置難き情勢なのでありませうか、見解果して其通りでありますれば、捨置難き情勢と云ふ事を云ひ得るかも存じませぬが、私は之を捨置き難き情勢なりとは信じないのであります、最初の方針に依り、過激派を掃蕩し、全露政府を成立せしめ、政權を統一せしめて、さうして東亞事無きを得、所謂過激派思想なるものゝ無いことにし、總ての治安が保てると云ふのが方針であつて且つ之れを兵力を以つて何所までも續行しやうと云ふのでありとしますれば、それは甚だ氣の毒の狀態に、日本の立場は立つて居るのでありますが、日本は左樣な立場に立つて、何所までも、過激派政府と兵力を以て爭ふのでないと云ふことは、何人と雖も是は疑はない所であります、吾々は我政府が左樣な方針を執つて居ると云ふことゝは、少しも考へないのであります、若し左樣な方針でありとしますれば僅か高田師團の半個師團位を御送りになつた所が此捨置難き情勢には役に立ちませぬ、どうしても此方針を徹底する爲には、多數の兵を送る、少くとも十萬二十萬位の大軍を送つて、赤衞軍が貝加爾以東に進出せんとするに對して、貝加爾を中心として彼處に大なる兵力を送り、之に對抗せしむると云ふ、大變な、大それた結果に陷るのであります、さうなると十萬二十萬の兵で足るか、足らぬかが、大問題である、復た第二の大戰爭を始めなければならぬと云ふ立場に立つのであります、是は固より左樣な御考の無いことは無論であります、と云ふの僅か兵を御送りになつたことを以てしても、是は分ります、然らば「オムスク」政府の崩壞に依つて、西伯利方面の治安が變化した、斯う云ふだけのことである、其變つたのは一體良く變つたのか、惡く變つたのか又誰が其原因を爲して居るか、どう云ふことであつたかと云ふ原因が少しも明かでない、到底之を差措き難き情勢なりとして斷言するのは、少し早い御言葉ではないかと思ふのであります、それで要しまするに、國民は、總て此增兵に向つて何か御考があるのであらうか、甚だ意味不徹底である、何の爲めか分らぬ、此分らないと云ふことは、各種の方面に妨害を來して居ります、一昨二十二日の御演說に於きましても陸軍大臣から我が派遣兵の軍氣兵氣は嚴肅旺盛なり云々と云ふ仰がありました、斯くあらんことを望むのであります、又さうでありませう、併ながら斯の如く「チエック」を援けんとすると云ふことに就ては、「チエック」は援けられて居る、而して差措き難き狀態と云ふことは、何の事であるか能く分らない、さうして何の爲めに兵を送つたか分らない、亞米利加は既に撤兵して居る、又聯合與國は西部關係に於ては、既に一大變化を來して居る、此際に即ち段々曖かになつて來ます、春の日に、冬の寒風凘澌の如き狀態を執られたと云ふことに就ては、世間は幾多の疑惑を持つて居ります、先般冬のことでありませう、總理大臣は「タイムス」の記者に向つて、日本の亞米利加に交涉して居る所の增兵の理由に就ては、決して領土的野心は無い、又侵略的精神もあるのでない、已むを得ない狀態である、と斯く御說明になつて居ります、是は總理大臣が仰しやるまでもなく國民が擧つて[illegible]する所であります、併しながら此不徹底なる狀態に居ります間、又不徹底なる言明であります間は、何人と雖も左樣な疑を挾むのである、之に對する外國新聞の批評を見ましても、總理大臣其他の政治家はさうか知らぬけれども、日本に隨分惡い人達が居るので、さう云ふ人達は必しも其考ぢやなからう、之を制御する力がありや否やに就て、疑があると云ふ風のことを申述べて居る論評があります、又我派遣軍に對しましても、其目的が不明であります時は、何の爲めに戰つて居るのか、何の爲めに寒い所に曝されて居るのか分らぬと云ふことになりますれば、自ら士氣が不振に陷ると云ふことは、已むを得ないのであります、最近西伯利方面を步いて、兵隊の狀態を見て來た人の說は、必しも、陸軍大臣の御說明と一致しない所があるかの如く聞いて居ります、是は由々しき大事であります、國家が兵を動かすと云ふことは、重大の事であります、其士氣の旺盛を望まれることは固よりであります、其點に於て士氣の頽廢を見ると云ふことは、國家の大事であると存じます、要するに中外を擧げて此問題に向つては疑惑を持つて居りますし去る二十二日の御演說、及質疑應答に於きましては私はまだ諒きて居ない所が多々あると信じまするし又政府當局に於きましても、說明せんと欲して、未だ御熟慮中のこともあつたと思ひますから、願くは一日も早く說明あらんことを希望致しまするが爲に此質疑をなす所以であります、尙ほ今回の增兵と云はず、舊來の駐屯兵の結果と致しましては、實際の現狀に於て、多大の疑惑、多大の紛擾を來して居るかの如く聞いて居ります、此點に就きまして、相當の御說明を願ひたうございます勿論「コルチヤック」政府の倒れましたる主なる原因は、此過激派の兵力が強くて、戰鬪の結果之に敗退したと云ふ兵力上の力の強弱に依つたものでありませうか、或は又他に原因があつたのであらうかと云ふ事に就まして、私の聞く所を以て致しますれば、必ずしも兵力の強弱の問題に非ずして、「コルチヤック」軍の士氣の不振である、即ち其兵隊に戰意が無かつたと云ふことが、主なる原因になつて居るやうでございます、又當時全露政府の下に在る所の民心は、之を歡迎して居つたかと云ふに、必ずしも歡迎して居なかつたやうであります、是が「コルチヤック」政府の崩壞の

主なる原因である、而して支持した聯合國の失敗であります、併し是は聯合國共の責任と致しまして、特に帝國の軍隊、或は帝國其のものに對する、露民の感情、惡感の增加、段々之を嫌ふ所の觀念と云ふものは、總ての新聞を通じ、又新なる歸朝者を通して、吾々の耳に再三響いて居ります、此事に就いては政府は如何なる御所見を持つて居られるかを聽きたいのであります固より日本の三萬の駐兵の目的は治安を守る爲めであり、且つ鐵道の守備を爲す消極的の行爲を爲すものに相違ありますまい、併ながら結果として起つた所のものは、單に左樣な行爲を以て來た問題になつて居ない、と申しますのは總ての關係に於て、帝國政府が支持して居つた所の、「コルチヤック」政府は「セミヨノフ」の軍隊の行動なるものは、武斷的官僚的でありまして、非常に一千萬の西伯利人の人心を害して居る事實に就て申上げますると斯う云ふことを證明して居る者があります是は「ルタン」新聞の「グロース」と云ふ人が或る人に語つた、其人から又私が直接に聞いた話であります、其後貝加爾州に於て、總ての叛徒と申しませうか、我軍隊の守備を脅す方の人は、凡そどう云ふ種類を以て成立つて居るかと云ふと、第一は極く僅な過激派が加つて居る之が率ゐて居る所の者其次は彼の方面の「ドンクス」とか云ふ土人の極く破落戶に集つて居る、第三に亡命の哥薩克が加つて居るが此哥薩克はどう云ふ者であると申しますると「セミヨノフ」の暴行、或は掠奪、或は其子女を犯されると云ふやうな關係の爲に、非常に憤慨致しまして遂に暴動軍の仲間に入りて居る、其内の過激派の多少知識階級に屬する者は比較的穩健であるが、其「セミヨノフ」軍隊に犯されたと云ふ者は、最も殘忍兇惡にして、殆ど至らざるなしと云ふ狀態である、而して日本軍に、自分の友達である所の哥薩克の惡い事をした尻拭ひをして居る、さうして「セミヨノフ」等のした所の非行の責任と云ふものは、悉く日本軍が其結果としまして總ての責任を受けて、全露人の怨を獨りで背負つて居るのであると云ふことを「ルタン」の記者が話して居る、で是は總て或は復讐をするとか、何とか云ふやうな場合には、多く是等の輩を使ひ、或は日本軍が「セミヨノフ」軍と共同して戰はせます時に自分だけは他に逃げてしまつて、日本軍に戰爭をやらさして、さうして自分達が暴行をして、惡い事をしたと云ふ方の結果は詰まり日本軍が之を援けて、「セミヨノフ」をしてさう云ふ事をやらすものである、即ち「セミヨノフ」がやるのは、日本軍がやるのであると云ふやうな各種の惡結果を悉く日本軍隊が獨り之を引受けると云ふ結果になつて居る、斯う云ふことになりまするど、結局日本軍が軍隊を置いて彼處を守れば守る程、之を背景と致しまして、段々惡い事をする者が出て來る、さうして其する事が悉く武斷的である、悉く掠奪的であると云ふことでありますれば、彼處の中流階級、其他一般の良民の感情を害して、其結果段々日本を怨み日本人の信用を傷け、悉く擧つて排日的の行動となると云ふことは、已むを得ないのである、要するに此點に於きましても、出來得るだけ早く撤兵をしてさうして露國の感情を融和すると云ふことは、目下の急務ではないかと思ふのであります、併し折角一年有半の間、日本人が此處に事業上の成績を擧げ、利權の獲得を爲し、稍々物質的經濟的の發展の基礎を造りつつある間に、兵を引くと云ふことは、非常に何だか損をするやうな氣持がすると云ふ話は、無論ありもしませうが併し是に能く到る處にさう云ふ議論の行はれることは寔に愚な話があります、實際の成績を開いて見ましても西伯利方面の利權と云ふものは、或は森林であるとか、或は鑛山であるとか極く人里離れた山の中の仕事である、果して此利權を守ると云ふのに、大兵を以て之を擁護する外は無い、兵を以て擁護する、武力を以て之を擁護して、漸く其利權が保てると云ふならば、差引國家の損耗と及利得と云ふものは何程殘るものでありませうか且つ左樣な事をして、多少の利權を得ると云ふことが、一般の露人の感情を害すると云ふ多大の損失に較べて、到底御話にならぬ事である、若し左樣な利權論者の爲めに事を誤られ及左樣な事が國權の擴張などと云ふ評論があるならば、是は愚も甚しい話で私の申上げるまでもない事である、此點に就きまして果して左樣な狀態でありや否やに就ては、陸軍大臣よりも御答辯を願ひたいと思ひます、此陸軍大臣の御答辯は、責任を以て御尋する譯ではありませぬが、先般大阪に御出の際などは、成るべく統一ある政府が欲しい、鞏固なる政府を造りたいと云ふので吾々は「セミヨノフ」を援けるのである云々の話が神戶大阪の新聞記者に御話があつたやうであります是は固より新聞社の間違であらうと思ひますが、併し世間では往々陸軍が之を指揮して居る、「セミヨノフ」などを援けて居ると云ふやうに言うて居ります、又共同をして作戰もして居らるゝと云ふやうなことも、能く言うて居る、而して「セミヨノフ」が目下どの位「イルクーツク」方面の民衆より嫌はれて居る、其結果が日本人の不評判を惹起して居るかと云ふことに就て想ひ起されたならば、此話は一場の御話であつて、眞實でないことを私は希望するのである、其次に御尋したいのは經濟的の救助、救援と云ふことは、如何なる程度まで我政府としては、西伯利の窮狀を助ける意味に於て、御進みになつて居るかと云ふこと及其成績結果を聽きたい、一體此捨置き難き狀態の下にありましても或は東露の治安の維持を爲すと云ふ上から行きましても單に軍事的占領、或は單なる兵事行動を以てのみ、其治安が維持せらるゝと云ふことは私には考へられませぬ、必ず此軍事行動と伴うて經濟的救助の方法が、一貫しなければならぬと存じます、此過激派の行動と云ひ或は其活躍と云ひ、守備を脅すと云ふことの如きも主に物資の缺乏、或は通貨の膨脹に伴ふ所の「留」の下落、是等の事は主なる原因となつて居ります、想ひまするに西伯利に於て「オムスク」政府の發行したる所の紙幣等は、約百億萬に達して居ると云ふことであります、百億萬と云ふのは非常な大多數である、「留」は日本の一圓に對する約三錢に當て居る、斯る狀態でありますれば、非常なる物資上の窮迫をして居るに相違ない、此物資の窮迫困難と云ふことは、西伯利をして益々不安の狀態に陷らしめたと思ふのであります、隨ひまして若し西伯利の治安を圖り、或は過激思想の傳播を防ぎ或は又其安定を維持しやうと云ふことでありまするならば、單に兵を送つて之を取締ると云ふ事では限りがない到底片が付かない、必ず一方に物質的援助を與へて、十分に之に物資上の安定を與へると云ふことが必要である此の安定が主でありまして軍事は其後に來るものであります、經濟的の救援を與へ、之らに安心を與へさうして之れを脅すものに對して、兵を以て之を防ぐと云ふことは言ひ得られますが、何等物質上の救援を與へずして、さうして其窮迫困難の結果、草賊となり、亂を爲す際に當て、單に兵を送つて、兵を以て取締れば是で濟む、之を以て首尾完全たりと云ふことは、言ひ得られぬ次第であります、然らば之に對して如何なる御設備があつて居りまするか、私の聞く所に依りますると、經濟救援會と云ふものが既に一年半有餘掛つて、某男爵の如きは此會長をして居られる、堂々たるものが出來て居る然るに斯る必要の下に如何なるものが出來て居るかと申しますと、漸く醫療藥品、之を合せて金高に致しますと一年半掛つて約五十萬圓許り御送りになつて居ると云ふことである西伯利の廣漠たる處に五十萬圓程御送りになつて、さうして平時に駐兵の費用、其他には數億萬圓の巨費を使つて居られる、さうして其兵を送り、數億の金を使つたことを以て、益々民心を刺戟し、叛亂を起さしめ、さうして帝國の威信を害し帝國を憎惡せしめ、將來日露關係に容易ならざる事を作りながら、さうして一方正義公正の誼に基いて隣邦の誼を以て、經濟の救援をなすと云ふことに就ては、僅に五十萬圓の金を御送りになつて居る、政府は果して左樣な事を以て、此西伯利の守備をなし東亞の治安を保つと云ふことは、どう云ふ因所どう云ふ心理狀態で、御話になるのか私はどうしても其邊に就て合點が往かぬのであります、（拍手）是は米國の去る一月九日の「ランシング」が幣原大使に渡した通知は、本省には十三日に來て居る筈だと思ひますが、此通牒に依りましても、米國は未だに經濟的に復活の爲めに、將來計畫せらるべき實際的施設に對しては、日本と相提攜すべき目的を放棄するものに非ず、米國は撤兵はする、撤兵はするが、經濟的施設に對しては十分將來爲すべきものありと云ふ事を言明して居ります、私は是に米國の經濟的侵略の意味であると云ふ風の、極く物を惡く解釋する人と同一の議論はしたくない、是は要するに正義公道に基いて、西伯利の窮民を援け、其安定を得せしめやうと云ふ、人道的の觀念より來たものと信じます彼は兵を引いても、尙且つ其宣言を爲し一兵を殘さずと雖も、巨多の經濟的援助を爲す事を憚らないと云ふ事を宣言して居る、而して政府は、過去一年半此經濟的救援に向つては、如何なる施設をして居りまするか、再び之を問はんとする所以であります、それからもう一つ御尋致したいと思ひまするのは、去る一月四日頃「イルクーツク」に出來ました所の政治中央團、此政治中央團の成立を一體御認に政府はなるのでありますか、御承認にならぬのであります

た、政府の政治中央團に對する貴方針を承りたい、政府は是は一時的のものであつて作用はさう云ふものにまだ認める時期に達せぬと云ふ、御答辯もあるかも知れませぬ、それなら政府は御認になるならぬの御考慮中であるや否や御考慮中あるとしますれば御考慮中で無い事を一つ申上げて見たいと思ひますと申しまするものは此一月四日頃出來ました——政治中央團が出來まするや此各幹部の權威ある人達は日本の加藤大使其他の外交團を「イルクーツク」の某處に訪問を致しまして、正式に會見を致して居ります、其會見の席上及公開の時に於きまして、左の問を起して居る、曰く日本政府其外——其時亞米利加の大使は居なかつたさうでありまするが、公使、領事、外交官も居なかつたさうでありますが、日本を初め各外交團の諸氏は、本政府を御認になるや否やと云ふ問をして居る、其の答には加藤大使が明瞭なる答をして居られる、即ち考慮の餘地ない點まで答をして居られる、曰くお前方の政府が、過激派を敵として鬪ふと云ふならば認めやう、是だけあります過激派を敵とする、過激派を味方としない、或は過激派と協定しない、妥協しないと云ふものであるならば、之を承認すると云ふ宣言である、此宣言の事實ありましたか否や、御尋をしたいと思ふ、若し此宣言があつたと致しますれば、且つ之に權威ありと致しますれば、帝國政府の態度と云ふものは、既に決して居る、私は去る二十二日の討議及び御演說の間に、過激派を敵とするか、しないか、過激派を討滅する御精神ありや否や、之に就ては何等かの御言明があらうと思ふて居りました、敵とするとか、せないとか——然るに敵とせないと云ふ御言明が明かになつて居ります、是は洵に國家の爲め、本員の意見として慶ふべき事であると思ふ、何となれば新聞紙上其他各政府の空氣を以て致しますれば、又聯合與國との交渉關係の徑路に質しますれば、又過激派を敵として鬪ふて居ると云ふことは、常に私共の耳に響いて居つた、而して過激派を敵とすると云ふことは、少くとも其當時の聯合與國の大方針であつたのであります、然るに此東部西伯利に於て、無論過激派なる或政治組織があると云ふのでありませぬから、是と私が守備兵が鬪ふと云ふ道理がない、又世界の空氣は稍々變化して居る、過激派政府と協定妥協せんとする此狀態に當つて、過激派を敵とすると云ふことの御言明が無いと云ふことは、寧ろ當然の事でありまして、時勢を知るの明ありと謂ふべきであらうと思ふ、併ながら事實に於て、此加藤大使が「イルクーツク」に於きまして、過激派を敵とするならば援けると言はれた言明は、是は政府の去る二十二日以來の御言明に對して、確に一つの反對した所の言明である、政府は果して之を御認になるや否や、又は出先の人の話で、責任を持たぬと言はれるのでありや否や若し責任を持たぬと言ふのみに止まらずして、それは早速取消されると云ふのであるかどうか、それが承りたいと申しまするのは、此西伯利の民心か、既に武斷官僚的の「コルチヤック」の政府に懲りて居りますことは、以上申した通りであり、又是等良民は、舊來の露國の專制政府の暴虐に懲りて居ります、でありますから、帝政の復活と云ふ事に向つては、非常な險惡の念を以て——恐怖の念を以て見て居りまする、でありまするから、其思想の上に就きまして、又其生活上の關係に於きまして、成るべく左樣な武斷的政府を戴きたくないと云ふことは、彼等の信念である、でありまするから、彼等の信念に於きまして、社會的思想が多少あることは、勿論のことであります、要しまするのに、政治中央團は「エッセル」の社會革命と「ゼミストボー」の所謂地方衆民會及購買組合の三つを以て成立したものである、純然たる民主的政治團體である、地方の有力者が集つて拵へた所の、一つの團體であつて、其信念に於ては、專制政治を嫌ふ所の民衆的社會的「リポラルアイデア」を持つて居るものである、是等の團體が過激派政府と戰爭をし、兵力を以て爭ふならば、援けると言明したと云ふことは、日本政府の過激派政府なしと云ふことの斷定とは、反對の現象を呈して居る、之に向つては御取消になる必要はないか、或は御取消になる必要なしと御認になるならば、今後政治中央團は、認めて行かうと云ふのであるか、是も御聽致したい、と申しますのは同じく米國政府は此事に向つては、明かなる通牒を日本に渡して居る、即ち米國政府は、明かに此政治團體を認めて居ります、日本が若し米國と或協調を保たうと云ふならば、日本は右か、左か、物の決定をしなければならぬ立場に立つて居ります、是は曰く「露國の秩序恢復は舊官僚獨裁政治より離れたるは一點疑ふの餘地なし今後の自治政府の組織は外國干渉就中軍隊駐屯は最も弊とすへし、最近西伯利自治運動其他の運動は、之を證して餘りあり、故に米國は右同樣の理由に依り派遣軍隊を撤退すへし云々」と云ふので、既に此自治運動を認めて居る、で此點に向つては御言明があることゝ信じます、私は最早我政府は西伯利の駐兵を撤兵すると云ふ御聲明を爲さるべき、目下適當の機會に達して居るものと認めまする、隨て政府は今日撤兵をすると云ふことの御宣告を爲さる、御宣言を爲さる御考がありや否や是は必要の事であらうと思ひます、と申しますのは既に歐羅巴に於きましても、去る一月十九日から露國に對する通商の開始の協議會は、巴里に始つて居ります、又「ロイドジョージ」の如きは度々の演說に於て、最早過激派は、兵力を以て戰ひ掃蕩することは出來ない、と云ふことの言明をして居ります、又英國の國内の輿論に鑑みましても、多數の兵を送つて、さうして過激派と戰鬪を繼續すると云ふことは反對の議論が非常に盛んであります、でありまするからして、相變らず、向ふの保守的政治家は、何とか此間を彌縫してやらうと云ふので、北露方面、或は南露方面、各方面の反過激派の連中を支持し、之に金を與れ之に兵器彈藥を送つて、度々戰をさせます「ユーテニック」と云ひ「デニンキン」と云ひ總て是等の傀儡となつて戰つた然るに到底思想上、及彼等の實質的の考に於てどうでありますかなれば過激派政府と戰ふ氣力がありませぬ、ありませぬから、是等の英米佛の支持及煽動に拘らず、是等の兵は悉く負けてしまつて、さうして全部潰滅の狀態に陷り、黑海の方面に於ても、既に過激派は非常なる勢力を持つて居る、此變化に鑑みて、遂に英吉利に於ては最近妥協論が盛んになつて居る、是は昨年一月の「プリンキホー」の會合に於ても試みられ其後も度々試みられて居る、それが再び本年一月になつて、巴里高等會議に於ての通商開始となつて居ります、此會議に對しては、或は佛蘭西方面の反對ありと雖も、遂に輿論の赴く所、自治制の行はるゝ所、さう云ふ事になるの外は無いと思ひます、其場合に對して、烏拉爾の以東に在るが爲めに、唯た歐羅巴と直接關係が無い爲めに、向ふでは兵を引き、之に妥協し、通商を開始し、糧食を送り、或は商品を送つて、通商上の開始をしやうと云ふ其情勢の時に方つて、日本の空、烏拉爾の東に於ては、尙ほ兵を動かし、尙ほ駐兵をし「チエック」の救援に[illegible]され、又鐵道輸送と云ふのみな[illegible]にしては、實際にそれ程の必要無きに拘らず、益々增兵をする、而して之を稱して捨置き難き狀態と云ひ、或は「チエック」の救援が殘つて居ると言ひ、或は又露國人である所の鮮人を救援すると言ひ、合併[illegible]の論を爲さつて居るべき時機でなくして以て、中外の疑惑を招き、兵氣の旺盛を終には殺ふしめ、國民の疑惑を招き、さうして出先の軍事的、或は軍閥的、保守的思想のある連中が、遂に日本軍を利用し、或は各種の無賴、又糧食を持たない所の連中が之を利導して、さうして日本兵の威信を缺き、段々深味に陷つて露國の良民よりは日本の軍隊を怨まれ、其結果としては、遂に段々日本國家、及國民に就て深き怨を結ぶと云ふことになりますれば、到底今日の駐屯、及增兵と云ふことは意味を成さない、而已ならず、益々國家をして深味に陷らしめる、政府に於きましては、此事に就ては深き御考慮があることとは存じます、併ながら出先の人と（「簡單」と呼ふ者あり）政府の話とは同時に行かない、出先の人のやる事が段々間違つて行けば、終には本國政府の方針も之に引摺られると云ふことは、已むを得ないのであります、此點に於きまして、政府は速に撤兵を爲すへきことを言明し、出來得るだけの兵力を徐々に撤兵しさうして一方經濟的救援の必要ありとすれば、日本と亞米利加、其他列國共同の下に、相當の援助の方法を立てられ、又之に必要なる守備を必要とすれば列國協調の下に、然るべく援助なさるが必要の事である、徒らに兵を送り、其兵の爲に、今日は西伯利のみの問題でありますが、隨つて全露西亞人の感情を害し、日露戰爭以來、許多の惡感を重ねて居り、最近日獨戰爭の爲めに、餘程露國の感情を緩和し、益々親善ならんとする時に於きまして、非常に大事な時機を誤るものでありまするが故に、政府は此言明をなし、且つ此實行に御着手になることを希望するのであります、どうぞ以上の事に就きまして、政府は撤兵の御考ありや否や、先づ之を宣言なさるのは、好時機なりと認めますが、其宣言を爲さるのであるかどうか、此點に於て宜しく御答辯あらんことを希望する次第であります（拍手起る）

〔國務大臣原敬君登壇、拍手起る〕

○國務大臣（原敬君） 唯今松永君の御質問に就きま

して、私より大體の事を御答致して置きます、又巨細の事が御必要なれば、當局大臣が御答致して宜しいのでございます、簡單に大體に就て御答致します西伯利の問題に就て出兵の目的、並に撤兵をする時機であると云ふやうな是は御意見のやうにも承はりました、兎に角それに就てどう考へるかと云ふ事を御尋になつて居るのであります、當初西伯利に出兵を致したる目的は、其後色々曲折はありますけれども、大體に於て大正七年八月二日の宣言に詳なることで、之に依つて出兵の目的を、重ねて茲に答辯をする必要は無いのであります、而して今回多少の兵半師團許りのものを——人員で申して五千人少々でありませうが、之を増派致したることは、去る二十二日の議場に於て一應申述た通り、目下、差措き難き狀態があるから増派致した、決して彼國に就て野心があるのでもなければ、內政に干渉する目的でないと斯樣に申した、其差措き難きと云ふ言葉に就て色々御諒解を得ないことのやうに察せられますが、第一事實に於ても、御演說中には「チェック」救濟の目的を達したやうな御話であります、是は無論達して居りは致しませぬ、現に西の方に於て——「イルクック」以西に於ても、多數の「チェック」が居ります、是が漸次に歸國を致す目的に方針を執つて居るのであります、まだ中々救援の目的を達したとは申されぬのであります、而して亞米利加が撤兵致したと申しても、之を救濟致して歸國をさせない中には、兵を引揚げないと申しました、事實は「チェック」救濟の目的を、達したではないかと云ふことであるやうでありましたが、實際は救濟の目的を達して居るとは、現在に於て申さぬのであります、又鐵道の守備であります、各地隨分長き線路を守備して居りますから、兵の少ないと云ふことは、何人も承知する所でありますが、近頃「オムスク」政府は崩壞致して、各地に於て過激派もありませう、過激派ならざる者もある、何れにしても此線路に向つて種々の妨害を試みる者が多い、故に此線路を完全に守備して「チェック」の歸國に便なるやうに爲さうと云ふには、今の兵ではいかないのであります、又彼の地方には、在留民も數多あるのであります、是も日々脅かされる狀態でありますれば、是亦以て今日の現在の兵數を以ては、其目的を達せられないのであります、又僅ばかりの兵を以て、長き線路を守つて居りますから、兵隊自身の安危にも係はる、歴々暴民の爲めに殺傷せられると云ふことは、一昨日陸軍大臣の申した通りであります、是等の狀態は、即ち西伯利に於て、此儘に差措けぬ狀態であると云ふことに御諒解を願ひたい、是等の諸點よりみて、政府は多少の兵を増派致した、是は眞に已むを得ぬ處置なりと御諒解を得るの外ないのであります、徒らに兵を彼の地に勞して居ると云ふ次第でないのであります、又亞米利加がどうである、英吉利がどうである、故に今日撤兵する時機でないか、又彼處に兵を置くが爲めに、却つて怨を買うやうであると云ふ御懸念でありますが、是は實際は左樣ではありませぬ、日本が出兵をして居るが爲めに、土地の人民の怨を買うと云ふ事實は無いのであります、尤も一部々々には無論反對——襲うて參る者さへあるのであります、日本の兵を好まざる者は、無論ありますことは事實であります、けれども露西亞の人民が、日本に敵意を全體持つて居る次第でないのであります、又亞米利加が撤兵致し、英吉利が撤兵致す、故に日本も撤兵致すべきでないかと云ふことでありますが、此事に付ては、日本はさう單純に參らぬと云ふことを御諒解を得たい、何故と云ふのに、亞米利加がどうである、英吉利がどうであると云ふ、それが爲めに動くことが出來ないと云ふことは、茲に答辯を費すまでもない、單にそれのみならず、英米等の國に在りましては、土地は遠隔である、國內の事情が色々ありますから、撤兵と云ふことも已むを得ぬのでありませうが、我國は彼地とは境を接して居る、尤も日本ばかりでない、支那も尙ほ多くの場所を接して居るが、日本の領土、並に滿洲に於て、西伯利と境を接して居るのであります、是等の見地より、日本は他國の如く單純に參らぬのであります、居留民も多ければ、商賣上の關係も亦たある、是も他のやうに直ぐには參らぬ、殊に所謂過激思想、過激派の行動は、どう云ふ態度を執つて、如何なる行動を今後に爲すかを見なければならぬ、又其場合に於ては、日本が大に覺悟致さなければならぬ場合もありませうが、兎にも角にも彼等の行動を見さるを得ぬのであります、故に他國の如く日本は單純に參りませぬ、他國が撤兵すれば日本も撤兵する——しなければ居ると云ふ、唯た協調を保つ目的ばかりでない、さう單純に參らぬ事情が存在することを、茲に御諒承を願ひます、故に今後に於て撤兵を致すか致さぬか、是は大問題であります、國民の大に考慮すべき問題と考へる、固より各國と協調も保たなければなりませぬ、自衞的の必要も考へなければなりませぬ、彼地の過激派が如何なる行動を執るかも、篤と視察をしなければならぬ、故に政府に於ては多少考へる所がありますが、今日に於て撤兵するか、しないかを言明するは、外交上時機に非ずと考へます、左樣御諒承を願ひます（拍手起る）

〔國務大臣子爵內田康哉君登壇、拍手起る〕

○國務大臣（子爵內田康哉君）　大體の點に就きましては、唯今總理大臣より答辯がありましたが、尙ほ答辯漏になつて居る點もあるやうに思ひますから、一應私より答辯を致します、第一問の西伯利出兵の目的、主に今般增員を致しました事に就ての御質問と思ひます、此點に就ては、唯今總理大臣より答辯もありましたが、御質問の中に、外務大臣、及陸軍大臣の言ひ前が、總理の言ひ前と相違して居る點があると云ふことでありましたが、是は同じ事を斯く方面を變へて言つたのに過ぎない話で、差措き難い事情があると申しまするのも、鐵道の守備が手薄な處があると云ふことも、又我軍隊の存在に關係すると云ふことも、共に先方に於ける事情が如何にも切迫して、唯今の二萬七千足らずの兵では、到底其任務を完うする譯には行かない、多少の增遣を必要とすると云ふことに歸する次第でありますから、左樣御承知を願ひたい、又此一問の中に、米國の通知に「チェック」の救援の目的を完了したとあると云ふ御質問でありましたが、是は先日片岡君の御質問と思ひますが、御答を致しました時に、此「チェック、スロバック」軍の送還を——其大部隊を送還した上は「チェック」救援の目的を達すると云ふ譯になると云ふことに書いてありますから、左樣御承知を——第二問の中に、朝鮮人の事に關して御質問がありました、是は我臣民たる朝鮮人を指すか、又は露國に入籍したる朝鮮人を指すかと云ふ御尋でありました、又此朝鮮人を救援すると云ふ御言葉もあつたやうに思ひますが、先日の會議に於て私が申しましたのは、朝鮮人を救援すると云ふ意味ではなかつたので、彼處に何十萬の朝鮮人が居りまして、それは我籍に在ると、露國に歸化して居るのを問はず、朝鮮獨立を計畫して、又過激派と連絡を取つて、我國に對して危害を及ぼさんとする計畫を爲す者が其多くであります、是等の者に對しても、撤兵する場合にはそれ〳〵の考をしなくちやならぬから、亞米利加同樣に易くは行かないと云ふ趣意を申上げた次第であります、それから第三問の鐵道を守備するのであるならば、東淸鐵道を守備すれば事足るではないか黑龍江方面の鐵道は寧ろ不必要である、そして增兵——兵を增遣するよりも、寧ろ其の兵を引揚げた方が宜しくはないか、斯う云ふ御質問のやうに聽取りましたが、是れは一寸見ますれば左樣にも思はれますが、御承知の通り過激派の最も多く居ります地方は此の黑龍江沿線である「ブラゴエチエンスク」附近、「ハバロフスク」附近、是故にどうしても東淸鐵道、西伯利鐵道を完全に守備せんと欲すれば、矢張黑龍江の鐵道に對して、それ〳〵の防備をしないと完全に參らない、若し黑龍江方面の部隊を引揚げますれば、直ちに支那黑龍江省方面に侵入して來て東淸鐵道自身を直接に脅すに至ることゝ思はれる、それ故に鐵道守備は何處を主にし、何處を緩にすると云ふことは、啻に數字を見ただけでは其要を得兼ねます、實際の狀況は、唯今私が申した通りである第四の點は、是は今總理よりの說明で盡きました、其次には此經濟的救助の事に關して、何を致したかと云ふ御質問でありますが、之に對しまする經過の大要を申上げます、是迄經濟的援助を致しましたる主な點を擧げますれば、必要品の供給、第二には醫藥衞生材料の施與、並に窮民の救療——治療をする事、第三は日露學校設立費に補助、及教育上の援助此日露學校は哈爾賓に唯今着手をして、建設しつゝある次第であります、第五は對露貿易の復活に資するやうに、出來得る限りの方法を講じた次第であります、第六は此森林鑛山の調査の爲めに、多少の人を派遣して調査せしめました、尙ほ西伯利地方には物資が甚だ缺乏を致して居りますから、之に對してやりました物は、其必要品の外に、或は農業用の種子、即ち種の配付、又教科書や、學校品の供給であります、是等の必要品を供給いたしまするには、出來得る限り相當の代價、即ち其代價を求めた次第であります、販賣の方は寧ろ其次に致した次第である無料で——無償で給與を致しましたことは、萬已むを得ざる場合に限つて居ります、で日用品の施與に關しまして費した額は約四十八萬圓、それから種々

の無料配付を致しましたのが、二萬五千圓餘になつて居ります、實費の爲めに約二百萬圓の物資の實費を拂ひましたが、是は所謂實費でありますから、其差金だけを拂ふことに致しましたから、凡そ二十三萬圓の補償を致して居ります、それから警察衛生材料の施與に付きましては、日本赤十字社、又は陸軍衛生部に依託して行ひました、[illegible]約三十萬圓、其他窮民の施與として、二萬五千圓餘を出して居ります、學校の爲めには二十九萬六千圓を支出して居る次第であります、其他學校用の施與としては、約一萬圓内外のものを出して居る、是れ等のものを總計いたしますれば、其金高に於ては甚だ少い、西伯利の彼の廣き地方に對して、是等の事は甚だ少いことと思ひます次第は、唯今松永君の仰せられた通りであります、如何にも御承知の通り、貨幣は紊亂して居ります、交通は甚た不完全の位置に在りまするから、假令金が澤山あつても、思ふやうに行かない事情もある、況や西伯利に對しては、莫大の軍費も出して居りますやうな次第でありますから、政府の財政と致しましても、是れ以上に出す譯に參らない事情があつた次第である、尙ほ最後の御質問は、加藤大使が「イルクーツク」に於て、政治中央團に對して、何かの言明を致したと云ふことでございますが是は加藤大使より外務省の方に來て居りまする報告は、唯今此處で御話になりました點とは、多少相違して居ります、無論加藤大使は「イルクーツク」の政變に際會して、所謂政治中央團の者とも會見いたしましたが、決して其中央政治團を承認する、過激派を敵とすれば、之を承認すると云ふやうな言明は致して居りませぬ、唯た是迄極東に於ける各國の方針と致しまして、反過激派の者に對して、盡力を吝まぬと云ふ方針になつて居りましたから、其意思を彼れは話したことと思ふ、加藤大使限りの意見として話したことと思ふ。

○議長(大岡育造君)　田中陸軍大臣。

〔國務大臣田中義一君登壇、拍手起る〕

○國務大臣(田中義一君)　私は唯今の御質問に對して、軍事上に關する範圍に於て、御答辯を致します此機會に出兵以來の「チェック」救援と云ふことに就ての、概況を申して置くことが必要だと思ひます唯今の御話の如く、最初は「チェック」の東に歸ると云ふことが、獨墺の勢力の爲めに阻まれたのであります、之を救出して、東の「チェック」と西の、「チェック」と連絡せしむると云ふことが、第一の目的である、其後共に「チェック」は、「コルチャック」政府を援助して、共に過激派に當らしたのである、此目的に向つたのは、此目的を達したならば彼は直ちに歐羅巴露西亞の方を通つて、本國に歸ると云ふ目的があつたからであります、而して今日の狀態に於ては、事豫期と反して、今や復た東に向つて移動しつゝあるのである、今日は約五萬の「チェック」は、方々に於て過激派から多大なる脅迫を受けて居ります、脅威を受けて居ります、甚しきに至つては、武裝解除を迫られて居ります、東に於ては貝加爾附近に於て、過激派の爲めに鐵道を破壞され、或は意思の疏通を缺いて居る爲めに、元「コルチャック」の配下であつた露西亞軍と衝突して居るそこで日本軍は、此「チェック」を無事に浦潮斯德方面に輸送を結了せしめんとして、今努力しつつあるのである、「チェック」の委員は、「チェック」が無事に浦潮斯德方面に歸還し得ると否とは、一に日本軍の努力に待つの外はないと言うて居るのである、最近「ウイルフネウジンスク」に於ては、過激派が日本軍を襲うて來ました、それが爲めに、彼處で思はぬ戰鬪が起つたのであります、是は私は今朝電報を受取つたのであります、左樣な如き狀態であります、之を若しも日本軍が、「チェック」は最早西に行くと云ふことに就て救うてやつたから、血路を開いてやつたから、もう今日は自分は何もせぬでも宜しいと言うて、日本軍が歸つたならば「チェック」は今日は非常な窮境に陷ると云ふ狀態である、かるが故に、私共は「チェック」救援の目的を完全に達したとは思ひませぬ、手續が殘つて居るのであります、力を以て彼を引出してやらなければならぬと云ふのが今日の狀感であります、又唯今の鐵道を守備するならば、黑龍江は除けても宜しいぢやないかと云ふ御說、是は今外務大臣が御話の通りである、黑龍線を宜しくすれば、即ち後貝加爾方面は攪亂される、右を抑へれば左が揚る、でありますからどうしても此全般の交通線と云ふものを、押へて置かなくちやならぬと云ふのが、今日の狀態であります、而して其目的を、達する爲めに、我が配置せられて居る軍隊が危險を感ずる狀態が、今日は屢々起るのであります、烏蘇里方面に於て、乃至は後貝加爾方面に於て、屢々起るのであります、此起る度に日本軍が危險を感ずるから、即ち私が、自己の存立上兵を增加することを要すると言ふ所以であります、何等總理大臣の意思と疎隔して居らぬことは、茲に言明を致します、且又先刻私が「セミョノフ」を援けて外の者をどうとかすると云ふ大阪の新聞に就ての御話がありましたが、是は全く誤解である、併し私共も威力を以てのみ之を壓伏して治安が維持されるとか、安定を得ることが出來るとか云ふことは、考へて居りませぬ、何れにしても甚しく押へれば、之に反抗する者が起ると云ふことは、是は當然のことであります、隨て經濟方面に於ても、亦力と相伴つて援助して行かなくちやならぬと云ふことは千萬御同感を表するのであります、並に私は更めて、陸軍大臣として申述べて置きたいと思ふ事があります、それは私は出征軍人に對する義務であると心得ます、今日の我が出征軍は、千人以上の損害を受けて、彼の方面に血を流して居ります、此血を流した賜は、即ち我接壤地方、南北滿洲から、南部烏蘇里が今日の如く安定されて居ると云ふことは、彼等が血を流した賜であると云ふことを、茲に言明いたします、(拍手起る)是は私は出征軍人に對して言ふべき義務があると心得て居ります(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)

〔片岡直溫君「議長——一寸一言此間の質問の續を御答が無い點に對して……」と呼ふ〕

○議長(大岡育造君)　早速整爾君。

〔早速整爾君登壇、拍手起る〕

○早速整爾君　諸君、私も數箇條に亘つて御尋を致したいと思ふのであります、願くは誠意ある御答辯を煩したい前日來の御答辯に依りますれば、兎角誠意を缺きたる御答辯が多い、殊に昨日の大藏大臣の御答辯の如きは甚しく誠意を缺きたるものと私共は思ふのであります、(「のう〳〵」と呼ふ者あり)願はくば十分に誠意を籠めて御答辯下さるやうに、豫め私は希望いたして置きます、(「誠意を以て質問すべし」「芝居掛りは止めて」と呼ふ者あり)第一は財政計畫に關する大正九年度の豫算、十二億七千萬圓と云ふ此歲出入の計算は、隨分非常なる膨脹であると言はなければならぬのであります、此膨脹は主として、物價騰貴に基く經費の增加に因るものであると認められる、而して此豫算中に於て最も注目すべき點は、國民負擔の增加、[illegible]を行ふと云ふの一事にあるのでございます、[illegible]新計畫を立つる爲めに、此增加を行ふと[illegible]られるが、煎じ詰めれば、[illegible]に基く[illegible]經費の增加の爲めに、此增稅を行つたと答ふると同じ結果ではありませぬか斯增稅を行ふに[illegible]ず、財政膨脹は益々紊されつゝある、此豫算の辻褄を合はすが爲めに、多額の自然增稅が見積つてあると云ふことは無論の話であります、一億四千萬圓の自然增收が見積つてある、一億萬圓以上の剩餘金の繰入も、此數字の中には揭げてあるのであります、而して尙ほ足らざる所は、公債募集の一般會計に於ては、五千四百萬圓でございますけれども、各特別會計の公債募集金額を合併すれば、即ち三億四千萬圓と云ふ多額の公債募集の計算が加へてあるのであります、是で以て辛うじて收支の辻褄を合はしてある、財源の不足と云ふものを補ふ爲めに、斯の如き計算をして辛うじて收支の辻褄が合はしてある、是が財政の前途に對して、非常なる煩を貽すものであると私共は思ひます前途に對して非常な危險を貽すものであると言はざるを得ぬ、今日の如き經濟界の景氣が何時迄も續くと云ふことであるならば率ざ知らず、是は時日の話である、此好景氣が何時迄も續くと云ふことは、何人と雖も之を斷言することは出來ぬのでありませう、どうしても、此經濟上の反動時期に入る、是は大藏大臣と雖も、御否認になる譯には往くまい(「毎年そんな事を言つて居る去年も言つた昨日も言つた同じ事だ」「默つて聽け」と呼ふ者あり)是故に辛うじて大正九年度に於ては、收支の計算を合はして居るにせよ、前途の經濟上反動の時期に入つた場合には、此財政計畫を如何にするか、自然增收を今年の如く來年の如く、其次に於て其自然增加を見積る譯には行きますまい、公債募集も思ふやうに出來ない時期が來るであらう、況や昨日の問答にもありました如く、十七八億萬圓の公債を整理しなければならぬ時期にも接して居る、之に對して大藏大臣は果して如何なる成算を持つて居られるか(「昨日答辯して居るわい」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君)　靜肅に願ひます。

○早速整爾君　昨日の御答、濱口君の問に對する御答に依れば、前途の景氣が好いこともあらう、惡いこともあらう、是が一の御答、財政の前途が行詰つ

て來るか知らないが、其行詰て來る場合に對する政策は別に考へて居らぬ、斯樣の意味の御答であつたと思ふのであります、大藏大臣として、此位ゐ無責任なる御答は無いと思ふのであります（拍手起る）凡そ財政の事、是は必ずしも財政のみに限らぬのであります、其の日暮しではいかない、一寸ずりではいけない、財政の計畫を立つるに當りましては、どうしても前途を見透し、將來の情勢を察して、此經濟上の按排に應じて、財政の基礎を作らなければならぬ、財政の基礎を固うしなければならぬ、（拍手起る）少くも三年五年先の、此經濟上の狀態だけは十分に考慮し、財政の計畫を立てると云ふのは、是が當然財政當局者の責任である、大正九年度一年度限は、それと彌縫が出來ませう、行詰つても彌縫は出來ませう、併ながら其は後をどうするか、財政計畫と云ふものは、唯た一年度だけではないと云ふ事を私は繰返して行ふ、一寸ずりをやつて、唯だ目先ばかりを彌縫をして行くと言ふことは、責任ある政治家の爲すべき事ぢやありませぬ、（拍手起る）唯た一時彌縫して大正九年度の豫算だけは辻褄を合せて、それから後どうしても宜しい、後は野となれ山となれと云ふ主義で、それで以て政治をやると云ふことになれば、「それは大隈内閣のことだ」と呼ふ者あり）私は返す〳〵も大藏大臣の無責任を責めざるを得ないのであります（「ひや〳〵」と呼ふ者あり拍手起る）是は實際の事實の話である、實際の話である、故に此事實に對して責任ある計畫を立てなさいと私は忠告いたしたいのであるが、茲に私が質問せんと欲する所は、我經濟社會の前途を如何に見らるるか、是が一つの質問であります、昨年の如く、好い時もあらう、惡い時もあらうと云ふやうな御答を私は求めない、此經濟界の前途を如何に見らるるか、其見當が付かなければ、付かないと御答が願ひたい、（「質責に向つて言へ」と呼ふ者あり）又經濟上の前途が行詰るか、行詰らぬか位のことは事實に於て御分りにならなければならぬ、（「其通りだ」と呼ふ者あり）行詰つた場合にどうするかと云ふと、（「行詰らない」と呼ふ者あり）是は考へて居らない、然らば前途は斷じて行詰らないと、責任を以て御答になることが出來ますか、（「演說の前途が行詰りませぬか」と呼ふ者あり）行詰らないと云ふことがあるならば、之を事實に於て詳細に其理由を承らざるを得ないのであります、恐くは今日の如き財政計畫で行けば、二度も三度も增稅を繰返して、國民の負擔を增加するより外に仕方がないと云ふことに相成るであらう、是に就ての責任を今の大藏大臣は執り得るか、是も併せて明かに御答を願ひたいと思ふのであります、次に私は時運の要求に應ずる施設、之に關する內閣の經綸如何を御伺致したいのであります、總理大臣は御在にならぬやうでありますが、容易ならざる時機洵に重大なる時機であると云ふことは、國務大臣繰返して御述になつて居るのであります、此世界の大變局に處する重大なる時機であるならば、之に對し、此の時運の要求に應ずべき、雄大なる施設がなければならぬ筈である總理大臣は此議場に於て、一向左樣なる方法を御示しにならぬ、豫算面に於ては、唯だ區々たる要求があるに止つて、所謂雄大なる政策を樹つべき何等の要求を認めることは出來ないのであります、恐くは今日の重要時機に對しては、何人と雖も之に應ずべき、大なる抱負がなければならぬと云ふことは考へて居るに相違ない、今の內閣諸公は、何等の抱負だも有しないのでありますか、何等の經綸をも有しないのでありますか、若し茲に大なる抱負がありとすれば、經綸ありとすれば、我國家國民の安堵を得るが爲めに、明瞭に此議場に於て、御說明にならなければならぬ筈である、昨日鈴木君の質問に對して、總理大臣は色々考へて居る、何れ財政經濟調査會等に諮つて、其結果に依りては、臨時議會を開くかも知れぬ、開かぬかも知れぬと云ふやうな、曖昧な御答を爲さつたのである、甚だ其要領を得るに苦む、臨時議會を開くか、開かぬかと云ふ問題よりも、此緊急なる重要なる問題に關しましては、はつきりと其抱負を御示しになるべき筈である、私は茲に言ふ早きに進んで此重大なる問題に關して、其抱負が有るならば御示を願ひたい、抱負が無ければ無と云ふ御答を得たいと思ふのであります、次に私は稅制整理の問題に關して御尋を致したい、私共は增稅に對する先決問題として、先つ稅制の整理をしなければならぬと云ふ考を持つて居るのであります、是は當り前の理窟なのである、國民の負擔の增加すると云ふ、之に先たつて負擔の均衡を維持するやうに、偏輕偏重を改めるやうに、稅制の整理を行はなければならぬと云ふ事は、定まり切つた話であります、政友會の諸君と雖も、左樣な議論をせられた事は度々ある、殊に今日の時機は所謂時運の要求に應ずべき一の政策としても、社會政策を實行しなければならぬ、肝腎なる時機でございます、社會政策を行ふべく社會政策を加味したる稅制整理を行はなければならぬと云ふ事は、洵に緊急なる問題となつて居るのであります、（拍手起る）負擔の均衡を得せしむると同時に、庶民階級の者の負擔を輕減しなければならぬ是が全く時代の要求である、（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）此時代の要求に應じたる稅制整理を行ふと云ふ事は、實は一日をも爭ふ所の緊急問題に外ならぬ（「ひや〳〵」と呼ふ者あり拍手起る）然るに政府の財政の計畫を見まするのに、成るべく此稅制整理に就ては、一向御計畫になつて居らぬ、所得稅の改正に依つて、幾らか社會政策的の意味を加味したと云はるゝことは是は私は認める、併ながら元所得稅法の改正は、增稅を目的に之を改正せらるゝのでございまするから、少しも一般に對して、徹底したる點を認めることは出來ない、況や又私共の謂ふ稅制整理は、各般に亘つての稅制整理の要求である、唯た所得稅の一部に改正を加へたと云ふことは、斷じて時代の要求に應ずる所以ではないのであります、（「ひや〳〵」と呼ふ者あり拍手起る）此事に就ても昨日總理大臣は鈴木君に對して矢張財政經濟調査會に諮つて、其決議に依つて云々と云ふことを申されたのであります、一體財政經濟調査會を設けられてより、茲に大分の月日を經て居る、此重大なる問題が今日まで決せられて居らないと云ふことも如何はしい話である、政府は政府の責任として、此一日を爭ふ如き緊急なる問題を、今日に至るまで十分に研究を遂げられなかつたと云ふのは、果して何事であるか、（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）財政經濟調査會の決議を待つて、何時此問題を解決すると云ふ御考であるか、私は此問題に關しても、一日を爭ふ今日の場合に於ては、重要なる問題だと云ふことを繰返して申す、內閣に此成算が無いか、稅制整理を行ふと云ふ誠意が無いと云ふことに相成りますれば、私は今の內閣諸公の無責任更に甚しいと云ふことを、茲に斷言しなければならぬのであります、（拍手起る）此點に關して、更に內閣諸公の有して居らるゝ意見を伺ひたいと思ふのである、次に物價問題に關して前日來の說明に依りますれば、物價の調査に關しては、政府は色々施設を行つた、調査の方法を色々攻究しつゝあると云ふが如き、御辯明であつたのであります、併ながら實際に於ては、殆と認むべきものが無いではありませぬか、努力したと言つても、効果の無い努力は全く努力せざると同じ事である、無効の努力は、無能無策を意味するではありませぬか成程輸入稅の減免を行はれたこともあります、代用品の奬勵をせられたこともあります、或は運賃の減免を行はれたこともあります、輸出に制限を加へられたものもある併ながら是等は皆な或一部の特定の品に對しての施設に過ぎない全般に一般的に、徹底的に、物價調節の根本政策を施されたと云ふことは未だ曾つて之を見ないのであります、是は事實だ、論より證據物價は果して如何やうに調節せられましたか、昨日濱口君から數字を以て御答を願ひたいと言はれたのは、即ち此點なのである、物價は少しも下落しないではないか、唯た獨り下落せざるのみならず、益々騰貴の勢を有して居るのではありませぬか、是は論より證據である、物價調節の策を施したと言ふ、併ながら何等有効の策を施して居ないと云ふことは、事實に於て明かに之を認むることが出來るのであります、此點に關して、私は更に大藏大臣の所信を伺ひたいのである、（「何遍聽て分るのだ」「頭が惡いから分らない」「頭が惡いから答へられない」と呼ふ者あり）物價騰貴の原因に關して、物資供給の不足、需要の增加と云ふことを御唱へになるのであります、私共は必ずしも之を否認しない、或場合に於ては供給の不足更に需要の增加、是が物價騰貴の原因を成して居ると云ふことは、無論否認致しませぬ、併ながら之を外にしては、物價騰貴の主なる因は無いと御信じになるのでありますか、何にしても、今日は言ふまでもなく貨幣經濟の時代でござりまするから、物價と云ふものは、物資と通貨との交換に依つて定まる、物資の分量如何、通貨の分量如何と云ふことは、兩々相俟つて物價の高低の原因を成して居るのであります、唯た獨り物資の供給需要の增加と云ふことを以て、通貨と云ふものの分量を度外に置くことは出來ないのでありませぬか、供給の不足と云ふけれども、我國の現在に於ては、輸出に關係の無い、さまで供給の不足をしない物までも、其價は非常に騰貴致して居るではないか、物資の供給のみが物價の原因を成すと云ふことは甚し

淺薄なる考であると言はなければならぬ、又需要の増加と云ふことに就きましても、物資の分量と云ふものの増加よりも、實は物資の價格に依て、需要の増加と云ふことを計算して居られるのである、それでございますから、需要の増加と云ふことに隨しても、矢張此通貨の問題を度外に置く譯には行かないと私は思つて居る、戰前に比較して約三倍の膨脹、是が果して適度の通貨の分量でございまするか（「適當なり」と呼ふ者あり）又過度の膨脹ではございませぬか、此點に就て大藏大臣の、確乎たる所見を御伺致したいのであります、何故に此通貨政策と云ふものに就て十分の考慮を拂はれないのでありますか、物價調節の徹底したる根本の策を施さんとすれば、何としても此通貨收縮と云ふことを、眼中に置くより外に仕方がないと私は思ふのである、大藏大臣は昨日も申されましたが、徹底的に物價を調節すれば、即ち通貨の收縮と云ふが如き事を行へば、事業社會に非常なる打擊を起し、農も工も商も皆な破產だ、斯樣に此席で御答になつたのであります、適度に調節策を施すと云ふことになれば、さまでの打擊を加へずとも、其調節の策を施すべき途はある財政當局者の責任はそこに在る、過激なる政策を施せば、或は事業社會に向つて非常な打擊を與へるであらう、而かも農も工も商も皆な破產だ、是は私は言葉を追窮するのではございませぬが、大藏大臣としては、頗る過言であつたと申さなければならぬ成程通貨收縮と云へるが如き根本の策を施しますれば、或一部の階級に向つては、與ることを免れないでありませう、併ながら眞先に其打擊を受くるものは、全く不健全なる事業である、（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）何となれば健實なる事業は、徒らに經濟界の上つ調子に依つて、左右せらるるものではございませぬ、經濟界の空景氣に依つて、企てをせられたるものではございませぬから、健實なる事業は、縱し多少の打擊を受くるにしても、さまでの苦痛を感せずに濟むことか出來るのであります、畢竟當局者が、放縱なる輕濟政策を行つて居るが爲めに、此通貨膨脹、物價騰貴と云へることの爲めに經濟社會に向つて、夥しく此空景氣添へることになつて來て居る、現時の所謂好景氣見れば、全く上つ調子に傾きつつあるものではありませぬか、（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）空景氣に傾きつゝあるものではありませぬか、（「君の議論に下つ調子なり」「のー〳〵」と呼ふ者あり）好景氣と云ふは、洵に世間の眩ふ言葉でございますけれども、現時の所謂好景氣は、全く不自然なる景氣であると云ふことを、私は斷言するのであります、（「ひや〳〵」拍手起る）此不自然なる空景氣は、之を抑制せずに、之を自然に放任すると云ふことになりますれば、それこそ經濟界の前途を危うする、此空景氣を自然に放任をして置けば、前途に於ては、本當にそれこそ大藏大臣の所謂破產を招く虞がある、（「ひや〳〵」拍手起る）產業の基礎を破壞し、經濟界の恐慌を招くと云ふ虞がある、此空景氣を放任すればこそ、其虞は頗る大なるものである、即ち一部の階級の者に向つて多少の打擊加ふるとも、是は忍ばなければならぬ、前途の危險を防ぐが爲めに、前途の破綻を防ぐが爲めに、早きに及んで此空景氣を抑制すると云ふ政策を執るが、即ち當局者の責任であると私は思ふのであります（拍手起る）私は繰返して申す、現時の所謂好景氣是は通貨膨脹に基く一時の反映である、購買力の增加なども、矢張又通貨膨脹に基づく、一時の反映であると私は申すのである、現に政府の當局者も事業會社の濫設と云ふことを憂へて居らるゝではないか、農商務大臣の如きは最も之を憂慮して居らるゝ浮華驕奢を戒めなければならぬと言はれて居る、投機射倖を戒めなければならぬと言はれて居る、（「それは當然だ」と呼ふ者あり）此點である――此點である、人爲的の空景氣を制して、浮華驕奢を戒め、投機射倖を戒めなければならぬと云ふことは、總理大臣首め、度々諭告訓令等にも其文字を表はして居るではないか、（「感服したらう」「それに反對あるまい」と呼ふ者あり）人爲的に――寧ろ人爲的に、空景氣を添へると云ふことがいかないと云ふことは、當局者自らも之を認めて居る、認めて居れば何故に――何故に之を抑制する所の方策を講究しないのでありますか、（拍手起る）私は如何にしても徹底せる通貨收縮の方針に依つて、此空景氣を制するより外には途は無いと思ふのである、此點に關して、大藏大臣は果して如何なる見解を持つて居られるか、私は具體的に承りたいである、成程政府も資金政策として國民に對して、貯蓄の奬勵を行つたと稱して居る、或は公債を募集し、公債の民衆化、之を力を極めて行ふと云ふことを辯明して居らるるのであります、併ながら貯蓄の奬勵などと云へる事が、一片の諭告一片の訓令を以て、全體に行渡るべきものではない根本の政策を施さずして、徒た訓令を發すれば直ちに國民の貯蓄が完全に行はれると思ふのは、全く淺薄なる考へではありませぬか、（ひや〳〵と呼ふ者あり）公債の民衆化と云ふのは結構な話でございますが、併ながら、今の內閣の諸公の遣口で、無暗に公債を募集してしまう、中に民間の經濟上の事情が之を許さない、銀行に向つて之を引受けしめる金が足らなければ、兌換券を發行すると云ふやうなる遣口では、公債の民衆化どころではない、公債募集其事が、通貨膨脹の原因を成すではありませぬか、（拍手起る）無責任なる遣口には結果が必ず斯樣に相成つて來ると、私は茲に繰返して申上げるのであります、元來兌換制度の妙用――通貨の伸縮を自在にすると云ふ此機能を發揮するのが兌換制度の妙用である、一向大藏大臣は此事に就ては責任を持つたる御考が無いのである、通貨の膨脹を自然に放任するのみならず、甚しきは法令上に疑問を有する事、即ち在外正貨をまでも保證準備に加へて、兌換券の制限外發行を續けて居るではありませぬか、是は法令上幾多の疑が存する點でございますけれども、大藏大臣の遣口としては洵に無責任なる遣口であると申さなければならぬ、日本銀行の利金引上と云ふ事に就ても、大藏大臣は金利引上に反對だ、金利を引上げると云ふと、事業社會の資金を奪ふことになる之が爲めに事業が破綻を招くと云ふ御話である、尤も昨日の御答に依れば、日本銀行は昨年二回の金利引上をやつたが、私は知らぬと斯樣な御答になつて居る、甚だ怪しからぬ御答であると言はなければならぬ、自分の都合の好い時には、日本銀行を使つて勝手に日本銀行を利用し、日本銀行に壓迫を加へてまでも、日本銀行を左右する大藏大臣が金利引上をしても、是は敢て大藏大臣の關する所でないと言はれる、私は言葉咎めをするのでありませぬが、此點に付ても、大藏大臣は己れの無責任を表白して居る所の者である、（拍手起る）姑く是は度外に措ても金利を引上げれば、成程日本の金利が外國のものより高くなると云ふが如きことに是は已むを得ぬ、全體日本は金利の高い國であります是は已むを得ぬ、併ながら是は程度の問題である、通貨を縮少する爲に金利を引上げるとして、其利益――金利を引上げたが爲めに、[illegible]に向つて[illegible]へる、[illegible]あり）是は程度の問題であることは[illegible]して徒らに通貨を膨脹せしめて物價を騰貴せしめて將來此事業の基礎を破壞すると云ふことに、是れ大なる害を胎すものと言はなければならぬのでございます、（拍手起る）大藏大臣に物價騰貴の策を施さずして、通貨の過度の膨脹を自然に放任をして居ると云ふ結果、是は無論生產費を高くし、產業の基礎を破壞すると云ふことは申すまでもございませぬ、大藏大臣が金利を引上げる場合には貿易上に打擊を加へると云ふことを申されたのも記憶致して居ります貿易上の打擊は、金利の引上に非ずして通貨の膨脹である目前の問題のみを捉へて議することは私之を爲すを欲しない、將來永遠の爲めに、我經濟の前途の爲めに之を攻究する、元來が我貿易の特色と云ふものは賃金が廉い、生產費が廉い、是が即ち我貿易の發展の特色となつて來たものではありませぬか、（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）然るに徒らに物價を暴騰せしめて、所謂產業の基礎を破壞する、即ち貿易に對する障害は、目下の空景氣、目下の通貨膨脹、目下の物價騰貴と云ふことか、將來の貿易の基礎を破壞する所以となるではありませぬか、（拍手起る）昨年貿易は、輸出も輸入も矢張增加して居る、輸入超過は僅か七千四百萬圓、併ながら昨年でも前年に比較すれば、輸入の減退と云ふものが五百萬圓以上に及んで居るのであります、是は是から後の平準には相成らぬけれども、日本の物價――此物價騰貴の爲めには將來に向つて、益々輸入が減退して行くと云ふことだけは、大藏大臣も之を御認にならなくてはなりますまい、然るにも拘らず、尙物價騰貴を自然に放任をして、今日の如き放縱なる經濟策を續けて行かんとせらるるならば、私は實に我國家の爲めに、此財政當局者の無責任を彈劾せざるを得ないのであります、之に關し尙ほ大藏大臣は何等の成算無し尙ほ之自然に放任をすると云ふ御決心であるや否や私は責任を以て御答を願ひたい、今日までの物價調節に對しては、無論責任を盡したと云ふ御答であつた、あれで果して責任を盡したと言ひ得るのでありますか、（「あれとは何んだ」と呼ふ者あり）經濟社會の前途に向つて、非常なる危險を與へつつある今日の狀況、大藏大臣は全然責任を御盡しなさつたと云ふことを、更に繰返して明言なさる勇

氣がありますか、私は更に〳〵此席に於て、大藏大臣の御明言を煩したいと思ふのであります、諸君要するに今日の物價は、不自然の騰貴を示して居る、寧ろ人爲的に――寧ろ人爲的に通貨を膨脹せしめて此不自然の騰貴を煽つて居る、此結果は産業の基礎を破壞することになり、貿易の基礎を破壞することになり事業會社の前途に取つては、誠に由々しき大事であります目前の事ばかり考へてはいかない、經濟上の前途を考へなければいかぬのである、而して一般國民の生活を脅威すると云ふことは、誠に夥しき程度に達して居るのではありませぬか、當局者は國民の生活難は一部の者に止まると云ふが如き口吻を洩される、斷じて一部の者の生活難ではございませぬ、國民大多數に向つて生活を脅威して居るのが今日の事實である、政府當局者の責任としては、此問題に對して何とか處置をしなければならぬことは明である、尙ほ當局者は、此國民の生活難を自然に放任せんと欲するのであるか、否や（「誰が生活難だ」と呼ぶ者あり）明確に御答を願ひたいのであります、惟ふに國民の生活に對する脅威より致して、社會の一般は益々不安の念に驅られて居る、社會的の危險は、刻々に迫りつゝあるではありませぬか、（「何が刻々に迫つて居るのだ」「無責任を言ふな」と呼ぶ者あり）當局の諸公は、思想の變化に應じて、之を善導すると云ふことを屢々口にせられて居るのでありますけれども、今の狀態では、國民の生活を脅威し、益々思想を惡化せしめつゝあるのではありませぬか、私は現內閣の今日の遣り方と致せば、思想を惡化せしめつゝあると云ふことを、玆に斷言するを憚らぬのであります、決して天下泰平ではござりませぬ、重大なる時機であります、此重大なる時機に方つて、社會的危險を招く處ある――社會上の危險を招く虞ある今日の狀態を、尙ほ自然に放任せんとせらるゝのでありますか、私は現內閣の責任と云ふものは、誠に重大であると思ふのでありますから十分の責任を以て、此問題に對して、誠意ある御答辯を下さらんことを希望致すのであります（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 高橋大藏大臣

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇、拍手起る〕
「簡單で結構ですよ」「答辯の要なし」「能く謹聽せい」と呼ぶ者あり〕

○國務大臣（男爵高橋是清君） 唯今早速君から段々御議論、御意見、其中に御質問もありました、（「大きな聲で、高聲に」と呼ぶ者あり）段々長くありました爲めに、記憶洩があるかも知れませぬが、大分仕舞に、經濟社會の前途の事に付ての御意見があつた、之に就て責任ある答辯を聽きたいと云ふことでありました、先づ是より御答致します、此物價問題に就きましては、總理大臣農商務大臣からも、同じやうな事に就て、十分の御答がしてあるのであります、（「大臣の答辯は無い」「噓を言へ」と呼ぶ者あり議場騷然）若し農商務大臣が此席に於て答辯をしなかつたならば、それは私が貴族院に於て答辯せられたことの記憶違と御承知を願ひたい。

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます靜肅に――靜肅にしないと聞えませぬ。

○國務大臣（男爵高橋是清君） 諸君私が今申したのは貴族院に於て言つたことの、記憶違であると云ふことを申して居るのであります。

〔此時發言する者多く議場騷然〕

○議長（大岡育造君） 貴族院と記憶違だと言はれて居ります。

○國務大臣（男爵高橋是清君） 此物價問題に付ては不幸にして諸君と根本に於て違ふ所があるのであります、今早速君の御說は、矢張通貨と物價との關係が殆ど唯一のものの如くであつて、通貨を收縮しなければ物價は下らぬ、其根本政策を執らぬからいかぬと云ふことに歸著するのであらう、（「唯一とは言はない」「さう言つた」と呼ぶ者あり）凡そ物價問題に就て、通貨が多いから物が高くなると云ふ論議は今日に於ては交戰國等に於て、不換紙幣に就て論ずることである、（「ひや〳〵」）我國の通貨は不換紙幣ではないのであります、立派な兌換券である、（拍手起る）現に英國に於ては今日通貨の收縮を、圖らなければならぬと云ふことに就て其政策に苦慮して居るのである、併ながら英國の經濟家、政治家、實業家の希望する此通貨の收縮は、英國銀行の「ノート」の收縮に非ずして、政府が準備なくして、戰爭の爲めに發行した所の不換紙幣即ち政府紙幣の縮少である、（拍手「無用々々」と呼ぶ者あり）此縮少の手段を如何に付けたかと云ふこと、政府の發行した紙幣に對して、英蘭銀行の兌換券を準備にして行くと云ふことになつて居る、英蘭銀行の兌換券の發行が多いから物價が騰貴する、之を縮少しろと云ふやうな論は無いのである、（「間違も甚しい」「默つて聽け」「答辯をなさい」と呼ぶ者あり）それに此物價の事に就きましては、私は外國人の調べたことなどは、餘り言ひたくはありませぬけれども、兎に角斯う云ふことに就ては、外國人の中に經驗の積んだ人も多し、又熱心に研究して居る人も多いのであります、實業家、學者、政治家方面に於て、近頃「サーチヤーベルスウヰード」がしつかり研究したものがありますが、之に就て申上げたい、それは佛蘭西の革命の時からの事柄も調べてある（笑聲起る）近來の事も調べてある、之に依つて見ますると云ふと、物價の調節と云ふ事は、言ふべくして中々困難であると云ふことが御分りになる、（「學說は御免を蒙ります」「實際の事を言へ」「言はなくちや分らぬ」「默つて聽け」と呼ぶ者あり）斯ふ云ふ事を言つて居ります、第十八世紀の末に於ける佛國の實驗は近代に於ける最初の事例である、佛國革命の劈頭に於ける紛擾から通商の混亂を來し、延て物資の缺乏を生じ、終に生活費は耐ゆべからざる程に昂騰するに至つた（「大藏大臣眞面目におやんなさい」「默つて聽け」と呼ぶ者あり）そこで人民は一齊に物價の制限を要求し、調節法を講ぜしむべく、共和政府を促した、是に於て物價の最高率が定められることとなつた、それを見て人民は滿足した、併し其滿足はほんの束の間で、動かすべからざる需要供給の原則は、忽ちにして其効用を發揮し初め物資の停滯となり（「學說の答辯は御免を蒙りたい」「謹聽々々」其他發言する者多く議場騷然）

○議長（大岡育造君） 靜肅に。

○國務大臣（男爵高橋是清君） （續）生産の減少となり、商業は衰頽してしまつた、その結果生活上の必要品は缺乏して饑饉値段を支拂はねば手に入らなくなつた、政府は飽くまで物價制限の趣旨を貫徹することに努め……

〔此時發言する者多く議場騷然〕

○議長（大岡育造君） 靜肅に。

○國務大臣（男爵高橋是清君） （續）峻烈なる刑罰をも加へたが、物資は依然として缺乏を告ぐるばかりなので民衆は激昂し始めた、さうして今度は物價制限を撤廢して……

〔此時發言する者多く議場騷然〕

○議長（大岡育造君） 御注意申します――御注意申します、（「學校の生徒でない」「大藏大臣に御注意なさい」と呼ぶ者あり）御聽なさい、注意の說を御聽なさい（此時發言する者多し）此席から言ふ事を一通り聽いて後におしなさい、唯今諸君は、我國の經濟問題に就て、非常な憂慮を以て質問になつて居る（「其通り」と呼ぶ者あり）其今日の經濟の事は、世界の變局に際する重大事でありますから、高橋君大藏大臣は其說を述ぶるに付て、世界の有ゆる人の說をも參照して說明をするのは、差支ないのである。

○國務大臣（男爵高橋是清君） （續）自由通商の舊態へ歸るべしとの輿論が起つて來た、之が爲めに、物價の最高率制限は……

〔此時發言する者多く議場騷然〕

○議場（大岡育造君） 參考の爲めに朗讀するのは、議院法で許されて居る、もう少し靜に御聽なさい。

○國務大臣（男爵高橋是清君） （續）二年足らずの間に廢止せらるゝことになつた、其時人民は一齊に歡聲を揚げた（「貴方の御說を御述になれば宜しい」「謹聽々々」其他發言する者多し）斯樣な經驗が世界には屢々あつたのでありまする、之に依つて見ましても、物價の調節と云ふことは、容易に的確なる方法は無いと云ふことが、是までの經驗上に明かである（「貴方も無いのですか」「足ばかりでない手も無い」「頭もない」「默つて聽け」其他發言する者多し）それで今日の物價に對しては、現政府は出來得るだけの事をして居ると云ふことは申すまでもない事である、（「何の方策も無いのか」と呼ぶ者あり）唯だ金利を上げて、それ一つの手段で物價が下ると云ふことは、私は信ぜないのであります、勿論物價の下るまでに資本を高くしたならば確實なる事業も振はなくなり、潰れることになるのは當然の事である度々總理大臣が言はれるやうに結局は外國貿易を止めるより外に仕方がなくなるのである左樣に極端に申して參ると、淸貧に安んじて居ると云ふやうなことになるのであります、世界の大勢に順應して行くに參らない、（「物價調節は絕對にしないと云ふのですか」と呼ぶ者あり）

○議長（大岡育造君） 御靜になさい、餘り屢々です

○國務大臣（男爵高橋是清君） 初に御尋になつた此財政計畫、之に就て物價騰貴の爲めに（「又學說で

すか」と呼ぶ者あり笑聲起る）當[illegible]れたのであ
る、之に對して、増税をしたのと同じだと斯う言
はれる、今度の説明に於て、増税、即ち増收を計畫
するの已むを得ざる所以は、御分りになる程度に於
て、説明は致してある筈であります、國防の如きは
一年限りの經費で濟まないものである、海軍に於て
は八年、（「陸軍は九年」と呼ぶ者あり笑聲、拍手起
る）陸軍に於ては大正十二年に亘つて居る、左樣
な長期に亘つて繼續する所の國防充實費をです、不
確實なる自然増收のみに依賴して計畫が立ちませう
か、又甚だ異な感じを致しますのは九年度の豫算は
是で行くだらうか、今後五年十年の後の豫算はどう
なるか、此好景氣が續くか、反動期に入つたならば
どうするか、恰も大藏大臣に向つて、九年度の豫算
では滿足しない、今後十年間に亘る豫算を作れと言
はぬばかりである、（「さうではない」「意味が違ふ」
「頭が惡い」と呼ぶ者あり）何れの國に於ても、時
の政府は其來る年度の豫算の計畫を立て、其協贊を
經れば宜しいのである此五年十年先まで責任ある計
畫を立てて、收支の豫算を立てる國は無いのである
（「繼續費はどうする」と呼ぶ者あり）併ながら我國
に於ては、餘所の國と異つて、從來習慣の上に於て
十年概計表と云ふものを出すことになつて居る、故
に他國の大藏大臣よりは一層そこの點は苦勞をせね
ばならぬ、（「何を言ふのだ」と呼ぶ者あり）而して是
は豫算委員會に於て、必ず諸君に御目に掛ける、又
諸君も請求せらるゝであらう、此十年概計表に於て
は、自然増收は見込んでないことは諸君既に御承知
の通りであります、從來見込をそこに付ける例にな
つて居らぬ、自然増收は、概計表の收入の中には見
積つてないのであります、（「そんなことを聽くので
はない、一年先きの豫算を出せと言ふのだ」と呼ぶ
者あり）

○議長（大岡育造君）　小山君、注意致します。

〔小山松壽君「大藏大臣にも注意なさい」と呼ぶ〕

○議長（大岡育造君）　御靜になさい。

○國務大臣（男爵高橋是清君）　それから公債政策に就ての御尋がありましたが、是は昨日御答を致した積りであります、昨年の四十一議會に於て八年度の豫算を私が計畫を立てました時分に、諸君の中には矢張此度と同樣に豫算の實行を危まれて、斯の如き公債を募ることになつて居るが、果して此財界の狀況に鑑みて募れるか、結局は行詰まるであらう、豫算は實行が出來まいと云ふやうな御攻撃があつたのであります、然るに幸にして昨年は、借替と新規の發行と合せて、五億一千五百萬圓と云ふものは見を附けた、（「武富顏色なし」「何だと言ふのだ」と呼ぶ者あり）又公債は御承知の通りに、皆な軍事費を除くの外は事業に伴ふ公債である、それが物價騰貴の爲めに、歲入を補塡する爲めの公債募集ではないのである、又今後短期の公債を處理して行くのは、矢張數年前政府が處理したと同じやうな事で、財界の狀況に顧みて按排して行くのである、之を行詰るだらうと假定して攻撃すれば、是は何人でも言へることであるが、事實としては左樣な事はありませぬと私は信ずる、それから今一つは經濟社會の前途の狀況をどう見て居るか、此有樣で行つたならば、將來結局矢張増税の上に更に増税しなければならぬであらう、是も私には諒解が出來ない、更に國家が必要な事業を起すとか、或は更に國防の充實を圖るとか、新規の政策を立つるに方つて必要が生じ、國民それを甘諾して増税を甘んずれば、或はさう云ふ事も無いとも限りますまいけれども今日の所此經濟界の狀況の如何に依つて、増税の必要を生ずると云ふ事は私は認めて居らず、それから税制の整理、是は今日社會政策として一日も捨置き難く一日を爭ふ重大な事である、然るになぜ之をやらぬか、斯う云ふ事である、是は總理大臣からも多分御答してあるかも知れませぬが、政府はやらぬ積りではない、御話の通り重大な事である、税も各種ある、我國では未だ中央で取る所の國税と、地方に賦課する所の地方税との間が、判然理想通り區劃も立たないと云ふやうな狀態で、從來來つて居る、是等を按排して負擔の公平を圖る、容易ならざる事業である、故に政府は種々の材料、並に原案をも作成して、出來るだけ總てのものを準備して、財政調査會に他日懸けると云ふことは、間違ないのである、唯だ此度増收計畫を立つるに當つて、出來るだけ稍々根本に觸れて、増收計畫に必要なる税の部分に對して改正を加へたのである、税制整理が本體となつて、今日所得税並に酒造税の改正案を出したのではない、全く國防充實の爲めに要する經費を補ふ爲めに、數年に亘つての的確なる財源を求むる爲めに、増收計畫をした、之をするに當つて、從來不權衡であつたものを、出來るだけ權衡を保つやうにしたと云ふだけである、各般の税制整理に就ては唯今申した通りであります、（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　早速整爾君。

○早速整爾君　私の御尋をした趣旨と唯今の大藏大臣の御答辯とは、まるで喰違つて居る（「分らぬのではないか」と呼ぶ者あり）

○議長（大岡育造君）　靜粛に御願ひします。

○早速整爾君　私の御尋をした事に對して、適切の御答は出來ないと見える、尙ほ御尋した點に就て御答への無い點もありますが、幾ら御尋しても、昨日來まるで誠意なき御答辯で、一向要領を得ない（「無用々々」と呼ぶ者あり）まるで問を外れたやうな御答を爲して居ると云ふことは——私は此以上御尋は致しませぬが餘りに大藏大臣が責任を重ぜられないと云ふ事を、玆に一言して置きます。

○議長（大岡育造君）　昨日も念の爲め申して置きましたが、質疑の意義の十分ならざる場合に、重ねて御立ちなさることは許しますけれども、批評の爲めに御立ちなさることは、御免蒙りたいのであります——押川方義君。

〔押川方義君登壇、拍手起る〕

○押川方義君　私は本日對支政策に就きまして、又對露政策に就きまして、現政府の御意見を承りたいのであります、日支兩國の關係に就きましては、唯だ獨り利害の關係のみならず、文明的、精神的、又道德的重大なる關係を有して居りまする故に、時に依りましては、利害を棄てゝ、此問題を解決しなければならない程の義務もあり、事情もあると云ふことを、兩國民が能く諒解をしなければならないことゝ思ひます、是は日支兩國の關係の善し惡しに依りましては、支那に就きましては、存亡の關係があるのであります、又日本に取りましても、隆替の關係を持つて居るのであります、決して支那が日本無くして、完全なる國家の目的を、今日の狀態では達し得られないのであります、又日本も東洋永遠の平和を確保致して居りまするが、支那を度外致しまして、果して其事を成し遂げ得らるゝや否やは大問題であります、それ故に對支政策に就きましては、歷代の內閣が隨分に心思を勞した事であります、併ながら何れの內閣も、滿足を致すだけ[illegible]ないのであります、殊に現內閣は、[illegible]對支政策に[illegible]きましては大なる遺憾を懷いて居られたので[illegible]、[illegible]閣の對支政策に就きましても、[illegible]に外交委員たるが故に[illegible]ざるを得ざれども、尙且つ不滿足を懷いて居られたのでありませう、故に現內閣成立以來、極めて愼重なる考慮を費されて、對支政策に就きましては、國民の翹望する所を示すが如く、日露——日支親善と申しまする事に、非常に重きを置かれたのであります、さりながら其結果を見まするならば大に齟齬致して居りますことに就て、今日は極めて遺憾を感じて居らるゝに相違ないのであります、現內閣は此標榜の如き、日支親善の實を何れに擧げられましたか、或は排貨の熱度の最も盛なること、甚しきに至つては、排日本主義の非常に流行を致して居りますこと、是は現內閣のみならず、我國民一同の遺憾と致して居ります所であります、是は容易に目的の達せないことを、明かに示して居るのであります、現內閣の對支政策に就て、巧拙如何を論じませぬでも、今の結果を見まするると、極めて遺憾なる結果を爲して居るのであります、若し之を反對黨の位地から申しますれば、大失策と疾呼しても宜しいのでありませう、それのみならず、外務大臣が聲言せられましたる專管居留地と、共同居留地問題の如きは、恐くは大失敗に相違ないのであります、如何に之を解決するかと申すことは、當局者は言ふまでもなく、日本人が公平に日支親善の大問題を顧慮致しまするならば、苦心して考ふべき所の事柄になつて居るのであります、之を共同居留地に致しまして、日本全國民が同意を表するや否や、恐くは同意を表しますまい、又之を共同居留地に致しませぬで、專管居留地其儘で維持致しますならば、列國に對する所の宣言の眞僞如何は大疑問を來すのであります、斯の如く日支の間の關係は、重大なるにも拘らず、又極めて力を盡されたことに相違ありませぬが、其實の全く擧りませぬと云ふことは、極めて遺憾と思ふのでございます、私は今日此日支問題に就きまして、現內閣の經綸を聽きたいのであります、是まで過去りましたことは先づ問ふを止めて、是から後、如何に爲さる御精神であるか、如何にすれば、果して日支親善を完うして、東洋永遠の平和に關する大目的を達し得られますので

ありますか、必ず抱負があるに相違ない、故に此抱負を我等は伺ひたいのであります、之に就きましては、支那人に根本的の理解を與へる必要があります又日本人も大なる犧牲を拂はなければ、唯だ支那に要求するのみを以て、目的を達することは決して出來ないのであります、然らば如何にして支那人を茲に覺醒せしめ、又日本人を適當なる意識を養成して對支政策の大問題を、國民の力を以て解決し得らる所の方法を、盡されます御積りであるかを承りたい總理大臣は日本の大正黨の總裁であります、故に日本國民の輿論を善導して、此重大なる所に至らしむるやうに、御導きになります爲めには、餘程好適の地位を有つて居なさるのであります、然るを世間では色々樣々に橫暴呼はりをすることがありましたり又唯だ黨利黨益を專らにすると評しましたり、或は又黨勢を擴張するが爲めにのみ、力を專らにして居なさると申すやうに評せられますことは、是は大政黨の爲めに、日本國家の爲めに不利益の事ではありますまいか、斯の如き事柄に就きまして抱負を懷かれ、方法を持ち、必ず之を善導して、道を開かるゝことがあるのでございませう、故に其事を伺ひたいのであります、施政方針の御話の時分に、先づ吾々が誠を以てして居れば、今日親善の精神は支那に貫徹しないが、追々は之を悟るであらう、と斯う云ふやうに言つて居なさるやうでありますが、漸々之を悟るであらうと申すやうなことでは、恐くは支那の國民性を研究せられましたならば、百年河淸を待つやうなものでありませう、恐らく是は失望を來す外はなからうと吾々は感ずる、故に其事に就きまして承りたいのであります、其次に對露問題に就きまして、大綱領を有つて居なさる筈でありますから、それを承りたいのであります、其次に對露問題に就きまして、現內閣は如何なる方針を御執りになる御積りであるかを承りたい、彼の過激派なるものは、どう云ふ風のものであると御諒解になつて居るか、吾輩の考ふる所に依りますと、過激思想それより出づる所の過激行動と申しまするものは、恐くは「カイザル」が世界に對しましたる軍國主義の罪惡よりも、勝らうとも、小さいものではないのかと思ひます、或は英米の如きに至りましては、內政上の關係から、或は過激派と講和會議を開くとか、或は過激思想に向つては拔本援助もしないが、攻撃もしないとか、種々樣々なる方針を執るが如く聞えて居ることがありまする、それ故に日本人も亦其通りにしなければならない、すれば宜いと思はるやうな想像も出來ないことは無いのであります、遂に之が爲めには直接に申しまするど、西伯利撤兵論が出て來るのであます我輩は此事に就ては遺憾極りのない事と思ふのであります、元來日本は、王道を以て立つて居る國であります、內政干涉をせぬと申しますことは、頗る美名であります、併ながら亞米利加であらうとも、英吉利であらうとも、其他列强で、若し國內に於て甚しい罪惡の行はれましたる時に、內政に干涉することを以て、善政と考へたることはござりませぬか、露西亞に於て彼の猶太人の虐殺の時には、如何なる處置を致しました、土耳古が「アルメニア」人を虐殺致しました時には、如何なる態度を執りました、內政に干涉をせぬと申しますることは、軍國主義を以て、妄りに人の領土を掠奪するが如き方策を行ひまする時に用ゐまする言葉であります、仁義王道を行ひまする時に於て、殊に況や隣邦の誼のありまする國に於きまして殊に況や其時に最も勢力を振はんと致しまする所の、政權を掠奪致して居りまする所の一つの團體が、己の國民に向つて暴虐非道の事を行ふのみならず、此事は遂に天下の大亂を惹起すかも知れぬと云ふ虞のある時に臨みましてもです、其國に於ては外國なるが故に、如何なる事が行はれやうとも、棄てて顧みないことが、隣邦の誼でありまするか、如何、斯の如き私慾的政策を以て、外交政策の本義と致しまするとは、根本的誤りであると我輩は思ふです、殊に西伯利問題に就きましては、世間が言ふ如く、若し「チエック」を救ひ出しましたならば、出兵の目的がそれであるが故に、既に目的は達したから、悉く撤兵をすると云ふやうな御論もあるやうであります、是等の事を實行なさるやうに至りましたならば、噬臍の悔を貽すと云ふことは其事であります、滿蒙の人心はどう云ふものであります、殊に我領土となつたる朝鮮人は、如何なる思想を懷いて居りますか、どのやうな事に共鳴をしやうと考へて居るのでありますか、成程形式的に申しまするならば、外國に兵を出して色々な行動を爲しますることは、濫りがましいことゝ言はゞ言へませう、退て國境を守ることは、安全の途と言はゞ言はれませう、併ながら西伯利に於て斯の如き無氣無力なる事を爲しましたならば、何の力を以て滿蒙を守り、何の勢力を以て朝鮮を教導することが出來まするか恐くは此事は出來ないことゝ我輩は思ふです、故に我輩は、大軍を西伯利には出兵せしむる議論であります、必要があるならば、五師團でも、七師團でも、必ず西伯利に出兵せしめます、西伯利に露西亞の有力なる堅實なる政府を樹つることに就て、日本は十分なる援助をすべきものと考へるのであります、之を各國に聲明致しましても、恐らく之に異議を申すことはあるまい、異議を申しましても、之を斷行して決して差支はあるまい、是は日本の國の存亡興廢に係はる事であります、固より巨萬の國帑を消費しなければなりますまい、最も神聖なる　陛下の兵隊を、非常に失はなければなりますまい、併ながら何の爲めに兵隊があるのである、國帑を神聖に使ふと云ふことは、何の爲めに國帑が用を爲すのである、我日本の大目的を達するが爲めに國帑を消費し、國民の生命を犧牲に供すると申しまずることが是は日本魂の精華ではありませぬのでございますか若し假りに日本の兵を西伯利から引いてしまうと申しますならば、言ふまでもない、過激思想は日本にも來ると云ふことを承知の上でなくちやならない、世界にも此過激思想は、蔓延をすると云ふことを承知の上でなくてはならない、亞米利加人と雖も、英吉利人と雖も、決して此事を以て、可なりと申すことはあるべき筈はないのであります、然れば色々なる國情の然らしむる所、或は日本の出兵を內心憚ばないことがあるかも知れないがです、若し日本が斷じて之を爲すと云ふ時に臨んでも彼は極端なる干涉を爲して、之に反對をするまでの勇氣を持つて居りまするか如何、若し之が無しと云ふならば己の國に刀を向けることであります、若し外交の威力に驅されて、之が爲めに日本が此大事なる政策を誤りましたならば、日本自ら將來改めることの出來ない悔に陷るのであります（拍手する者あり）併ながら軍隊を以て思想を鎭壓することは決して出來ない、そんなことは言ふまでもない分り切つた事であります、それ故若し大軍を以て西伯利に鞏固なる露西亞の政府を建て、隣邦を安全とせしめまするが爲めには、日本が國內に於きまして、大改革をしなければならぬのは言ふまでもないことであります、唯だ兵ばかりを以て、今日の此勞働問題を解決することなぞは決して出來ない、詰まり過激問題は、要するに、勞働問題であります、それ故過激思想を鎭壓しやうと思ひましたならば、根本的に勞働問題を解決しなければならぬのであります、日本は幸にして、英米の如き種々樣々なる惡習惡例を有つて居らぬ國であります、困難には相違はない、困難には相違ないが、若し國民が大決心を致しまして、勞資問題を根本的に解決しやうと思ひまするならば、國の力を以て解決することが出來るのであります、是は內閣諸公の非常なる決心と、大なる勇氣と、敏腕とを要することは言ふまでもないのであります、併ながら若し此能力を備へまして、日本が此解決を國の力を以て爲さりますならば、長へに世界萬邦の師表たることを得るのは間違ないのであります、今西伯利は、英も引き、米も引く、成るべく之に手を觸れぬやうにした故に、日本も其仲間に入つて、遂に撤兵をしてしまうなぞと云ふことは、如何にしても、外交かぶれであります、我輩は願くは獨立自發の外交を發揮して貰ひたい、日本はさう云ふ必要が目睫に迫つて居るのであります、而して此辨償の途は、どうするかと云ふ問題がありませう、何を憚る、日本人が大軍を送つて、西伯利の野に屍を曝させまする時、巨萬の國帑を消費致しまする時、是が辨償の途なくして出來る筈がない、何故、公々然として天下に之を公布して、西伯利に向つて日露共同の大事業を起しませぬか、宜しく日本は許す限りに於て、資本を投じ許す程度に於きまして技術を與へ、彼等の國に於て爲す所の事に就ては、多少反對ありと雖も、其反對位の事は、必ず乘切ることが出來るに相違ない事柄であると思ふです、是に就て現內閣は、如何なる經綸を御持ちになつて居りまするかを吾輩は承りたい終りに臨みまして、今次の平和克復の時に、大日本より遣はされましたる所の、使節の執られましたる所の行動は、極めて遺憾であります、國民は多く之を失敗と申しまするし、現內閣は大體之を成功と申して居ります、さりながら殊に此人種問題、撤廢の事に就きまして、昨日か一昨日かの質問に出ましたが、種々樣々に意見を變へられて、出したり引込めたりするやうな事を爲されたが、さう云ふ事が有つたか、無かつたかと云ふことを聽かれた時分に、外務大臣は聯邦與國と約束がある故に、遺憾ながら斯う云ふ事は發表せぬと言はれたやうに、我輩は承つたですが、そんな事が聯邦與國と約束の有る筈はな

いてす、此前の議會に於きましても、我輩等は屢々如何なる問題を出しまして、如何なる方策を以て、彼の大問題を解決することを爲さる積りかと聽きました時分に、遺憾ながら是は聯邦與國と約束がある故に話すことは出來ない、それ〲政策にあるが言ひたいが、あるが言はれないと、斯う仰しやられたであります、(「あーめん」と呼ふ者あり) 恐くは是は議場内の出來事と、國家が要求する所の條件とを混同せられまして、御話になりましたことかも知れないと、我輩は思ふのであります、併ながら是は六菖十菊、申した所が用を爲さぬことであります、既に過去つた事柄でありますが併し此時に臨んで「ウイルソン」なり「ロイドジョージ」なり、彼等に非常な弱點がある、何も彼等の鼻息を窺ひまして、時機のみを見て、日本の堂々たる提案を爲す所の必要はないのであります「ウイルソン」などの申しましたる事を考へましても、彼は人種平等を唱へて居るのであります、正義公道を論じて居るのでありますそれのみならず、彼等が天下に發布せんとする所の彼等の唯一の宗教とする所のものは、即ち人種平等を基礎として教へて居るものであります、何故に日本の全權大使は、此人種平等問題に就きまして、是等の事に就いて「ウイルソン」なり「ロイドジョージ」なりの、良心を突きませぬでありましたか、彼れ言葉を設けて、人種平等問題の事は言はないが、人種を對等に取扱ふことに就ては、文明に差等がある故に出來ないと申しまするならば、世界中に其事は適用が出來ませぬでも、日本國家は之に向つて、要求する所の大權利を持つて居るのであります、(拍手する者あり) 第一治外法權を撤回致しましたのは何の事であります、平等の待遇をすることが出來るのでなければ、治外法權を撤回することは、出來ないのであります、英米人と雖も、其生命財產を日本の法律は堅固に守つて居るのではありませぬか、又守り得らるゝものだと承知して居るのではありませぬか、然れば假令他の列國に向ひましては異議がありましても、平等の待遇に付きましては、日本には異議を言はれない所の狀態に居るのであります、それをです、人間は平等であるものだ、どうか其事を認定して貰ひたいものであると云ふが如き口調を以て、「ウイルソン」や「ロイドジョージ」の歡心を求めたと云ふことは國辱であります、「ウイルソン」や「ロイドジョージ」やが、人間が平等の不平等のと決める權利も何も無いのであります、是は天下の公道であります、又況や亞米利加の憲法の第一章には何と書いてある、人間は皆な平等に造られたものだと云うて居るのではありませぬか、二十世紀に臨んで遂々と日本から出張致しまして、何を以て「ウイルソン」に其同意を求める必要があります、殆ど兒戲に類した事であります、之を求める所以のものは亞米利加なり英吉利なりの人種取扱の方法が、不義である所以です、日本が「ウイルソン」なり「ロイドジョージ」なりを教へなくちやならぬのであります、何も彼等の同意を得なければならぬのではない彼等の誤謬を解く爲めに、日本は茲に立つたと申しても宜しいのであらうと私は思ふ、縱しや此事が行はれませぬでも世界人類を代表して日本が其事を堂々と聲明致して置きましたならば、國威を盛に致しまするこに就きまして、恐くは世界が今日の如く日本を見縊ると云ふことはなからうと思ふのであります、是は既に過去つた事如何とも仕方がありませぬが、所謂列國に向ひまして今後の對外政策に就ては、願くは獨立自發の方針を以て――固より協調を旨と致しますることは、言ふ迄もない事であります併しながら己れ自ら立つて、己れ自ら發する所に於きまして協調があるので、唯だ彼等の鼻息を窺つて彼等の歡心を買うて外交方針を定めんとするが如きものは、協調ではないのであります、今の外務大臣は、安全を第一とせらるる御方のやうに見えて、寔に外交問題に就ては平安であります、併しながら日本は勃發をする國でありまする故に、唯だ英米のやうに、現狀を維持して居るばかりではいかないのであります、大に發展をしなくちやならないのでありまするが故に、有爲敢行の人間が、必ず此時に臨みまして大政策を立てまして、決して外國を恐るゝ事がなく、充分なる所の主義を擴張する必要があると思ひまするが、現内閣は今後の方針に就きましては矢張今迄の通り優柔不斷な事を爲さるゝのか、是から後は大に奮發して、力を以て御當りになるのかを承りたいのであります (拍手する者あり)

○議長(大岡育造君) 原總理大臣。

〔國務大臣原敬君登壇、拍手起る〕

○國務大臣(原敬君) 唯今押川君の御質問は、第一點は對支問題、第二點は對露、第三は對世界の御議論のやうに承りました、對支問題は、日支親善の方針を執つて居ると云ふことは屢々繰返した事です、さうして不幸にして支那國民中には、我國を誤解致しまして、排斥を試むる者はありますけれども、我國は支那に對して何等の野心も無く、東洋に於て平和を保つが爲めには、共に進んで參らうと云ふやうな誠意は、漸次に了解されるだらうと申したのであります、元來是等の事に就て抱負があるだらうからそれを示せと仰せられましても、外交の事は、方針を申すことは宜しい、斯う云ふ方針で行くと云ふことを言明することは更に差支ない、即ち日支親善の主義を執つて行くのである、彼國に對して野心なしと云ふやうな事を申しますことは、一向差支ない、併し他國に對して、どう云ふ處置を執るかと云ふ手段方法を公言致して、外交に臨むと云ふことは出來ないのであります、故に私は方針を申したのであつて、其手段方法は其方針より割出して、相當なる處置を執ると云ふ以上に述べやうがないのであります如何なる經綸抱負ある人と雖も、他國をして之に服從せしむるが如き言動を爲すことは、出來ないのでありますから、遺憾ながら此手段方法を申すことは控へなければならぬ、對露の方針、對露と申した所で、今日の露國なるものは、極めて混雜したる狀態に在るのであります、故に成るべくは秩序ある邦家の安寧を保つに足るやうな、政府の樹立することを希望して居る、是は各國共に同樣であります、併し現狀は過激派なるものが跋扈致して、御承知の通りの狀態に在るのであります、此過激主義なるものは所謂無政府共產を主とするものでありまして、列國何れの國に於ても、此主義に感染することを防ぎ之を防ぐが爲めに、色々な手段を盡して居るのであります、他の國の内政に干涉しても、差支ないぢやないかと云ふ御說もありましたが、是は御議論でありまして、強て申す必要もないのでありますが、要するに此の露國の狀態は、今日は過激主義者が跋扈致して、未だ秩序を保つことが出來ないで居る、列國共に今後に於いて如何に致さうかと云ふことは、未定の問題であります、現在に於いては、過激主義を認めて居る國は無いのであります、我國に於いても、斯樣な主義を認めることは出來ないのであります、併しながら將來に於いて如何に是れが變化致すか、如何なる狀態に立至るか、それは別問題である現在に於いて、殊に之を[illegible]いては、此の過激主義を認めることは出來ないのであります、それから對世界問題、是は「ウイルソン」がどうである、「ロイドジョージ」がどうであると云ふ、他國の人々の御批評もありましたが、私は左樣な事を爰に議論を申すことは、[illegible]に對したいのでありまするが何れに致しましても各國と協調を保たなければならぬ、殊に今日は國際聯盟成立致して、單獨に勝手な事をすることを許さぬのが原則になつて居る、故に此協調を破り、國際聯盟の主義に反するやうな行動は執れぬのであります、優柔不斷の方針を執るか執らぬかと云ふ御尋がありましたが、優柔不斷の方針を執るべき筈は無論ありませぬが、去りとて他國を顧みずして傍若無人な方針は執れませぬ、飽迄協調を保たなければならぬ、而して國際聯盟、即ち講和會議に於ても、何も他國の鼻息を窺つた譯でも何でもないのであります、我國の主張致すべき所は、主張を致したのであります、不幸にして通過致さぬでも、主張は致さなければならぬ、此主張は贏つことは出來ない、殊に委員會に於ては、多くの人の贊成を得たのでありますから、尙更以て機會あれば、此主張を貫徹致さう、人種問題の事に就て申すのでありますが、左樣な方針を執つて居る、併ながら他國をして、我が主張に強て服從せしむることの出來ないのは、會議其のものが明かに示して居る、會議は一人の意見を以て、支配する譯に行かぬのでありますから、何れの國の主張も同樣である、會議の認むる所とならざるものは、行はれて居らぬのであります、會議――其會議と稱する以上には、是は已むを得ぬのでありますが、是等の事柄は段々御說がありましたが、多くは御議論でありましたから、どうも說明の致方もないのであります、けれども我國の對外方針、對世界方針なるものは、國際聯盟の主義を重んじなければならぬ、各國との協調を保たなければならぬ、日本單獨の意思を以て世界を制するやうな、野心は避けなければならぬ、斯う云ふやうな事は、深く辯明致さぬでも御諒解のことでありましやうが、兎に角日本が今日に於ては、所謂一部の人が非常に卑下致しまして、如何にも日本が劣等の位置に居るが如く、自ら認めて居るやうなる論者もありますけれども、是は大間違、今日は世界五大國の一に列しまして、世界列國で、

最も有力なる國と認められて居るのであります、決して自ら卑下すべき狀態でないのであります、自ら誇つて傍若無人な事の出來ないことは、無論でありますが、さりながら左樣な劣等な國でないことは明かであります、唯だ日本が如何に發達致して、如何に强國に相成つたと申して、勝手次第なる行動は執れぬ、此上にも協調を保たなければならぬ、外に向つて十分な協調を保ち、平和を維持しなければならぬ、同時に内に於ては、十分なる改良を致して、國本の培養を致して、此上にも國家の發展を圖らなければならぬと云ふことは、蓋し何人も異論のないこと、私は此主義に殉じやうと考へます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　望月小太郎君。

〔押川方義君「唯今總理大臣の……」と呼ぶ〕

○議長（大岡育造君）　唯今望月小太郎君に發言を許しました。

〔望月小太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○望月小太郎君　一昨日總理大臣の施政方針の演說中、外交に關する部分も、亦極めて簡單に過ぎました、併し是は當該外務大臣に於て、定めて詳細に敷衍せられ、所謂改造的世界の外交に對して、我が帝國の經過致した所の其有樣を、國民の前に御說明あることと、斯樣に期待致しましたが、其外務大臣の說く所を承りますれば、多く外交の輪廓のみにして其内容は極めて曖昧に付せられたのであります、我黨からも、片岡君が極めて有益且つ必要なる質問を致され、引續いて唯今も私は總理大臣の辯明も承りましたが、如何にしても尙ほ諒解し難き點を茲に述べたく登壇致しました、忌憚なく本員自身の所信を告白致しますれば、現内閣が過去一箇年に於ける其外交は、錯誤と失敗、而かも其錯誤其失敗は、連續的常習的である（拍手起る）吾々は其の錯誤失敗の外交が、獨り現内閣のみならず、國民の爲めに百年の禍根を貽すものであると云ふ、斯樣な信念を持つて居るのである、（拍手起る）此信念に基きまして以下數項に分ち、當局外務大臣の說明を茲に煩はしたいと思ひます

〔大岡議長、議長席を退き濱田副議長代り着席〕

第一項は平和會議に於ける當局者の不準備、不徹底の顚末であります、申すまでもなく世界の大戰亂が一昨年十一月の休戰條約の成立と共に、玆に一段落を告げまして、各國の人民は、何れも永久の平和を切望し、殊に五大國の當事者は、國際聯盟の基礎と致して、巴里の此永久平和會議の成立に努力せんが爲めに、何れも早く渡航せられ、米國大統領の如きは十二月に渡り、各々其國々の要求を貫徹せしとすることに、努力せられた事は申すまでもない、此一刻千金の時機に當り、抑々我國は如何なる行動を執りましたか、先づ之より立證して質疑して見やうと思ふ、唯今辯明せられました所の原總理大臣は、昨年一月二十二日此壇上に於て、講和會議に對する而かも片岡君の質問と記憶致します、其時に、我國の方針及其特殊の要求條件は何であるか此質問に對し講和條件を發表する能はず之を發表するは、國家の不利益なりと斷言せられて居る、さりながら其後の經過を見ますれば、此原總理大臣の斷言は、今にして之を顧みれば、全く無經綸、無方策であつたのである、（拍手起る）現に本員の國際聯盟の主義に對し、帝國政府の贊否如何、此二十七日の豫算總會の質問に對しても、原總理大臣は、一主義の論ならば百年前から是は唱へられて居る說和蘭の「グロテュース」を始めとし」云々、而も其「グロテュース」は百年前の人ではない、實に三百年前の人である、一國の總理、而も頭腦明晰の原總理大臣が、目前重大なる問題に就て、此歷史的發言者の年代に就てすらも、時代錯誤を爲す程、重ねて云ふが、現内閣は全く不用意無知識であつたのである、（拍手起る）隨て其使節の西園寺侯は、本員の所謂雪月花の遊山旅行を以て其巴里に到著せしは、重要なる會議、即ち青島問題、人種平等案を始め、日支密約公開等に於て、我國が窮地に陷る程度に至つた三月初旬であつたのみならず、所謂國際聯盟の委員會に二度まで列席して、何事も辯しない、歐羅巴の諸新聞が、所謂啞の假面と言はれた讀辭を聞いたのである、是れ尙ほ忍ぶべし、一昨日來外務大臣と片岡君との間に論點となつて居りました、此五大國會議から、三月二十五日より六月十一日まで、全く除外せられた事に關し、外務大臣は二度まで之を否認せられたのである、併し本員は、玆に外務大臣に向つて二三の證據を呈して、外務大臣の記憶を喚起したいと思ふ其第一の證據は、右三月二十五日佛蘭西外相「ピシヨン」氏より我が使節に向つて、向後御通知するまでは、御出席に及ばぬと云ふ報告を我使節は受取つたのである、そこで此報告を受くるや否や、佛蘭西に於ける我松井大使は、病中にも拘らず、非常な驚愕を致して、第一に「ウイルソン」氏に電話を掛け通じなかつた爲め、遂に自身が右佛蘭西外相「ピシヨン」氏を訪問致して其事情を訴へたるも、其要領を得ない其狼狽した所の狀況は、外務大臣は外務省に來た所の電報に於て、夙に御承知であらう、尙ほ之をも御否認になるならば、第三當時牧野大使が、巴里の「デーリーメール」紙に發表した意見は如何牧野大使は歐洲會議に日本は不參する其理由を說明致して居る、是尙ほ外務大臣が御承認がなくんば、外務大臣の良心に向つて伺ひたい、（拍手起る）一昨日の御答辯中に、問ふに落ちず語るに落ちて居る證據がある、外務大臣は斯樣に言はれた、此四國會議は、實は米國大統領「ウイルソン」氏の招待に係るものであると、斯樣に本員は記憶して居る、抑々米國大統領は、今回平和會議の中心人物にして、吾等國民が最も尊敬する其一人、此米國大統領より、三月二十五日より六月十一日まで約七十日間、我等の大使は外務大臣の說明に依つて見ると招待を受けない、他の四國の代表者とは異なつた——極端に申すと毛嫌されたやうな、即ち招待を受けなかつたと云ふことは事實であります（拍手する者あり）故に本員は外務大臣に勸告する、此事は淡白に之を是認なされ、さうして日本が巴里に行つて見れば、此世界戰爭に貢獻した程度は、英佛米に比して、餘り僅少なる結果、我が使節も腰が弱くなつたのである、（「冗談言ふな」と呼ぶ者あり）此事實を承認を爲されたら如何であるかと思ふ、（「默つて居ると思つてい丶加減にしろ」「何を言ふ」と呼ぶ者あり）現に此七十日間、日本が右最高幹部に加はらざる爲め、當然五大國の中の裁判官たるべき其地位より、遂に山東問題に關しては、他の四大國から、支那と同樣被告の取扱を受けたのである、（「大隈内閣の失敗だ」と呼ぶ者あり）元々日本が、此三月二十五日まで五大國會議に列席した所の權利は、大正四年倫敦に於て、五國は單獨講和はしない、共同に總ての講和談判をしやうと云ふ此條件が根據である、然らば何故に三月二十五日以後の其四國會議に、日本が出席を强要しなかつたのであるかと云ふことを、本員は重ねて外務大臣の說明を要求したいのである（拍手する者あり）右の如き顚末よりして、四國會議、即ち五國會議から除外せられたと云ふことは、本員の申した事實が誤りなくんば、本員は斯樣に思ふ、我講和使節は、所謂千里君命を辱めたものである（拍手する者あり）次に先著の牧野使節の行動に就て申して見たい、十二月下旬牧野使節は、大切な米國を通過する際、其輿論の代表者より、日本の希望及要求に就て、屢々會見を申込まれても、一言も意見は發表しなかつたやうに記憶するのみならず、第一其當時我政府は、一回だも米國は勿論英吉利とも、人種待遇差別徹廢問題等に就ては、意見の交換を爲さなかつたのである、一言すれば、我政府は十分なる用意なく、漫然として此世界改造の平和會議に列席したものと本員は信ずる、其結果はどうであるか、所謂人種問題は濠洲首相「ヒユース」氏の嘲笑中に葬られ、又南洋諸島、委任統治問題の如きは本員は後段之を說明致しますが、明かに將來百年の禍根を其儘に貽し、最近に至り、無効なる抗議を巴里の最高會議に提出したと云ふが如き、更に青島問題に至つては、幾多の誤解を米支兩國に殘し、今に至るまで兩國の民心を失ひつ丶あるが如きは、殊に當局の說明を要求する所の質疑の要點であります、本來人種待遇差別撤廢案の如きは、現内閣は初めから熱心誠意を以て、此事を通過することに努力しなかつたと云ふ其證據は、一昨日内田外務大臣が、片岡君の追窮に對し、確信なくして之を提出したと云ふ、之れにて足れりと思ふ、（拍手する者あり）而も其内田外務大臣は、昨年一月二十八日豫算總會に於て、本員の質問に答へて斯樣に言はれて居る、此人種差別の問題は、何所までも愼重に考を費した上でなからねば、我國家の爲めに致し兼ねる、斯樣に言明せらるる程愼重に考慮致した、其經過が以上の如き實際を見ては、諸君、本員は内田外務大臣の技倆も、推定に難くないと云ふことを申上げる、又一昨日内田外務大臣自白の通り、初めより此人種差別撤廢案の提出は、之を通過せしむる確信は無いので唯々單に内地の同胞に對する申譯らしく、即ち内政上の策略上より之を提出さへすれば、政府の義務解除との御内意であつたならば、確に二つの大機會を失うたと云ふことを、玆に我々は立證致す、即ち、其一つは、一月二十五日講和會議の劈頭に於て、國際聯盟の主義如何と云ふ討論が起りました、此時に

於て各國全權に、皆な有[illegible]を致して、支那の全權も致したが、我委員は徒らに沈默を守つてのみ居たのである、何故此時聯盟の主義に、大々的贊成を表すると共に、其聯盟の目的たる世界永遠の平和は一に世界教化して居る各人種の、平等待遇に依るものであると云ふことを主張しなかつたのである（拍手起る）是が一つの機會を失うた――是は貴方を攻めるのではない、講話使節の行動を玆に申上げる、即第二、又彼等は重大なる好機會を失はれて居る、即ち二月十四日國際聯盟規約の草案の討議が同會議に提出せられた、其草案は大臣御記憶の如く、序文に「各國民間の公明正大にして名譽ある關係を規定し云々」正義と嚴正なる條規とを保維し以て國際間の協調云々」斯う云ふ前文がある、此偶強の機會に何故に大聲疾呼して、世界の正義人道と世界の平和の出發點は、各人種何れも所謂公明正大にして、一律平等たる「名譽ある關係を規定せさるへからす」と云ふことを眞向より唱へて、一擊を所謂正義人道論者に何故加へなかつたか、（拍手する者あり）然るに我使節の致した事を細かく申すと、此規約の討論が、總論からして二十五條に至ると、米國の提議と致して、宗教の自由を之に入れやう、さうすると波蘭の委員が之に反對した、宗教の自由さへ、國際聯盟の規約に入れてはいかぬと反對せられて、其米國の提議は已むを得す之を撤回致した、其跡へ牧野使節は、人種撤廢案と斯う出たと云ふ譯だ、誠に發言の機會を失つたことは、最早聯盟規約討論終結の場合である故に各國委員中から、此問題は國際聯盟成立後に論すへしと葬られたのである、加之其一旦出した所の人種差別待遇撤廢案が、英米各國の移民問題となりて、內政干涉の端を開くものなりと曲辯せられ――本員は之を曲辯と申す、さうすると二月十四日否決せられた其原案を修飾致して、三月二十一日と記憶致しますが、國際聯盟委員會に於ては、移民問題に觸れずして、單に人種平等待遇の原則を承認せしめんことを提議し、所謂聯盟加入國の――臣民の平等公正「ジヤスト、ツリートメント」と申しますが、其待遇案とも稱すべき一種の滑稽案を提出せるが如き、誠に兒戲として、今尙ほ歐米列國潮笑の話柄を作つたに過ぎないものと私は信ずる、要するに此人種差別撤廢問題は、將來之を國際聯盟に提議せざるべからざる重大事件である、而も外相は確信なくして之を提出したと云ふ自白は、國家の爲め由々しき一大事で、將來此問題の運命は、一昨日の此外相の、確信なくして提出したと云ふ其言葉が、誠に國の禍を爲すものであらうと本員は憂ふるものである、故に現外務大臣が永久現地位に居られて、國際聯盟會議に此問題を爭うて下さる機會があれば格別、然らざる以上は、我々國民は飽迄之を聯盟の上に爭はなければならぬとしたならば、此人種問題に關する一切の經過は、此議場、即ち國民の前に之を報告するのが、當局當然の義務と思ふが如何である、（拍手起る）次に南洋問題に於て、百年の禍根を胎すものであると云ふ本員の質疑の要點は之を二點に分けます即ち第一は南洋諸島を首め總て委任統治國の國民は其受任統治の新領土に於ては、待遇上總て平等たるべき事の主張を、何故に我使節が提議しなかつたかと云ふ事です、何となれば委任統治なるものは、國際的の一代理權にして、此代理權の發動する其源泉たる主體は、即ち國際聯盟である、而して我國は其國際聯盟の一員も一員、而も重要なる五大國の一員たる日本が、日本自身の分權とも見るべき委任統治地に於て、其受任代理權者、即ち濠洲人民よりは、劣等の取扱を受けなければならぬと云ふ、不道理は宜しく之を五月五日の委任統治論の席上に、主張して欲しかつたと思ふ、然るに昨今に至り赤道以南獨逸領「ニウギニア」其他に於て、我國民は此平和會議前に持つて居つた所の權利を剝奪せられ一切濠洲の下に於ては、日本人は排斥せらるゝやうな運命に際會し昨今に至つて松井大使が狼狽して巴里の最高會議に抗議を提出するが如き事は、誠に手遲れであつたと思ふが如何であるが、（拍手起る）第二點は南洋に於ける軍備の一律撤廢である、今回會議の結果は各國委任統治國は、其受任統治地に軍備を施す事を制止せられて居る、我國も南洋獨逸殖民地の、其統治地に軍備を施す事は出來ない、さりながら其統治地以外の南洋諸島、實例を申せば米領比律賓、「グアム」、布哇、是等に於ける其軍備は其儘である、斯うなつた曉は、少くとも南洋に於て我等及濠洲は軍備を施すことは出來ないが、米國は其「グアム」布哇、比律賓、進んでは「アリウシヨン」列島に至るまで、即ち日本の受任統治區域內赤道以北其以北に於いて彼等だけは軍備の擴張勝手たるべしと、斯う云ふ事に至つては、如何にしても今後米國の軍備が南洋を威壓するのみならず、南北太平洋に於ける其權力の不平均は、勢ひ日本、亞米利加、支那、露西亞、濠洲、此五ヶ國の國交に、重大なる影響を來すものと信ずる、（拍手起る）現に玆に米國海軍の此方面に關する證據を申上げる、御隣の海軍大臣、必ず之を是認なさると信ずる、昨年十二月十日米國海軍特別委員會に於て、マキーン少將は、後五ヶ年に一億萬圓を支出し、布哇、「グアム」比律賓を一等根據地となすべき事を建議された、又米國海軍卿ダニエル氏の年報中には、「グアム」島を以て、強大なる海軍要衝の根據地となすべき計畫あることを發表されたのである、又十二月十五日に、桑港を以て太平洋岸に於ける海軍最大の根據地としなければならぬと云ふ意見を發表した、隨つて此海軍擴張の本年度豫算、此豫算に對して、濠洲にては一大疑懼を起し、現に濠洲の輿論中には、將來太平洋問題は日、英、米、支、此四國に於て、更に會議を開くべしとすら論議されて居る所の此根柢は即ち米國海軍擴張、是が原因となつて居るのであります、抑々獨逸の軍國主義が、歐羅巴の平和を脅威致した、其實物教訓が陸上に於て破れたる今日に於ては、其眞理は均しく又海上に於て應用して差支ない、陸上に於ける「ミリタリズム」が惡かつたならば、海上に對する所の「ネーベリズム」は確に世界平和の一大脅威であると本員は確信するのである、此確信より見ましたならば、日本は何故に此事を巴里會議の席上に言及しなかつたのであるか、殊に大臣も御記憶の如く、「ウイルソン」大統領の第十四箇條の一箇條たる海洋の自由と云ふ茫漠たる文句は、遂に講和會議に於て撤回になりました、彼の海洋の自由と云ふ茫漠たる文句は、本員が提出致した南洋軍備一律撤廢論を以て行けば、我日本は所謂「ウイルソン」の海洋の自由なる茫漠たる文句に向つて、實物教訓を與へられ、日米の親交は玆に確立するのである、斯く論じましたならば、今後國際聯盟會議に此軍備の調節は、無論討議せられませうが、本員の思ふには五月五日の其決定の時に之を論じて下すつたならば一大伏線となつて大に目的の遂行に便宜であつたと思ひます、之に就ての當局の說明を承りたいのである、第三は膠州灣環附の問題であります、一昨日來の問答に依り、本題は唯だ要點のみを御尋致します即ち大正四年五月の日支協約の[illegible]者は、支那に於ては當時の外交[illegible]、本員の[illegible]する所に、も巴里會議に臨む途に於て、本員の[illegible]、一昨年の十二月六日かと思ふ、我東京に來て[illegible]大臣に十分なる交涉を開かれたと承つて居ります、然るに其巴里に於ける陸徵祥氏を首めとし、支那の委員の言語道斷なる行動、即ち自國の政府の首前を以て調印致したる、其日支協約を打消し、今日の紛擾を來して居るのでありますが、之に就て內田外務大臣に承りたいのは、當時十二月六日陸徵祥氏と此邊に就て、豫め完全なる諒解を無論試みられたことでありませうが、果して其事實の有無如何、若し有りとすれば其當時の狀態、無しとすれば、何故に日支親善外交、刷新を企てられた所の外務大臣は、此東洋人種中の切つても切れない支那に向つて何故に豫め此問題に就ての豫備的交涉の御注意を缺いたかと云ふことであります、更に進んで所謂山東問題の巴里會議に通過された根本本義に於て、日米兩國當事者間に、重大なる誤解があるやうに本員は確信する、此事を外務大臣に御尋致す、外務大臣が八月二日の聲明書中には例の牧野男の五月五日の聲明書に裏書を爲され、其聲明書中外務大臣は斯樣に言はれて居る、千九百十五年の日支協約を基礎とせられた其明文がある、其明文は一昨日既に片岡君に依つて讀まれましたから、省略を致します、之に對して同じく六日米國大統領「ウイルソン」氏は、此內田外務大臣の日支協約を根據とした所の聲明書を全く打消して居る、即ち「ウイルソン」氏は、米國が此山東問題に關する日支の條件を承認したのは、右の條約を承認したのではない、巴里會議を承認したものである、斯樣に明言して居る、其「ウイルソン」氏の聲明書を讀みます、斯樣に言うて居る「予は山東問題に關して同意したるも此同意は千九百十五年及千九百十八年日支兩國間に交換せられたる覺書の政策に對し、米國政府が同意するものなりと推測さるべからすと言ふ事を以て余の義務と思惟す」云々それから終りに「內田子は巴里に於ける山東問題討議に關する總ての資料の供給を受けたるならん予は此の聲明を爲すは決して內田子の意見を訂せんとするものに非す唯是か爲めに生する誤解を一掃せんが爲め此補足を爲す」云々是に由つて之を觀ますれば、我外務大臣は、右大正四年五月の日支協約が

我々の思ふが如く、當然巴里會議に於て承認せられ其結果青島問題並に、山東省に於ける、獨逸の經濟的利權を日本が繼承する、其の基礎と爲すに拘らず「ウイルソン」大統領は右協約を承認するではない四月三十日巴里會議の結果、之に同意したるまでなりと我が內田外務大臣の意見を訂正せられ、是が證據として、當時の議事錄を參考すべき旨を附言したるやうに解釋されるのである果して然らば、卽ち結果は同一でありませうが其出發點が相違して居る、卽ち御同樣日本國民は、當然日支協約、既得權の發動の結果と解釋するのに、「ウイルソン」大統領はそうではない、平和會議に於ける、寧ろ恩惠的承認と解釋して居るのではなからうかと思ふ、言葉を換へますれば、大正四年の日支協約は其當時既に中外に發表せられて、其の効果の確定的なるに、搗て加へて米國の參戰前、卽ち大正六年五月以前に、英吉利、佛蘭西、露西亞、伊太利、此四箇國の共同保證に係るものにて巴里會議に於て承認せられたものではないのである、卽ち米國が日支協約に就て、彼此異議を提出する前に、此問題は既に與國間に確定議となつたのである、然るを玆に此問題が新たに巴里會議に發生したるが如き、日米の解釋に對して、世上我國が巴里會議に何故に被告の地位に立ちしかと憤慨する人々のある所以は、一つは亦實に此に存するものと本員は信ずる、故に本員は單に此出發點の相違に關し、勤勉なる我が外務大臣は、「ウイルソン」氏に訂正、若くは補足せられて、其儘今日に至るまで、沈默人の沈默を守つて居るのは、如何なる次第であるか、（拍手起る）又居留地問題に就ては一昨日片岡君の質問に對して、考慮の結果は、未だ發表の時期を得ず、斯樣に言はれた、然らば玆に一言を加へん、何故に考慮すると云ふことを、不必要にも不用意に之を發表したのである、此事の詳細は講和會議に讓りますが、玆に本問題に就て特に確めて置きたいことは、御同樣本問題に就て、國際聯盟の係爭問題となつた時の、最も重大なる用意と斯樣に信ずる、それは巴里に於て牧野使節等が、何か重大なる錯誤を致した、それが爲めに本員は、玆に內田外務大臣に暗默の同情を寄せたいのは、此牧野使節の爲した重大なる錯誤と辻褄を合はせんが爲めに一昨日來の遁辭を此問題に外務大臣が設けたものではなからうかと云ふ疑惑を懷く、卽ち右四月三十日會議の席上牧野男等が、戰々兢々として山東問題に關し、「ウイルソン」氏或は其他より、本員の所謂被告人扱の質問に遭遇した、此時は定めて心身朦朧と致しましたらうが、兎も角專管居留地放棄の言質を與へて居る、斯樣に本員は信ずるのみならず、言質であれば格別であるが、其事を聲明致した所の證據が卽ち此にある、五月五日巴里發國際通信の電報序ながら國際通信は、政府と特殊の關係あるものである、此國際通信の電報に斯樣にある「日本は山東半島を完全なる主權の下に支那に還附すること但し青島に於て普通の手續を以て一の「セツトルメント」を設置する權利を保留し」云々序ながら玆に一言加へたいのは、此一の「セツトルメント」とは、牧野男の眞意は、大正四年の日支協約中にある專管居留地と云ふ意味でありませう、所が「セツトルメント」と云ふ文字は、支那の外交文書の用語としては共同居留地にしか當らぬ、本員誤つたならは教を願ふ、專管居留地ならば「コンセツシヨン」と言はなければならぬ、然るに言質及聲明書に公然「セツトルメント」、卽ち共同居留地と銘を打つたのである故に「ウイルソン」氏は當然此言質、此聲明に依り矢繼早の英語にて、然らば大正四年の該條約は、兎も角も單純に巴里に於ける平和會議の結果として、日本は膠州灣を支那に還附すること、但し山東の利權だけは之を繼承すべしと言はれた其裏面には、大正四年日支條約の結果、當然日本の權利たるものに非ずして、巴里會議に依つて日本が其戰時に於ける犧牲に對して、恩惠的承諾を與ふるものとしての意味を含蓄して、言ひ放たれたる其英語を、牧野副使等が何か聽落した結果、其事が議事錄に明記せられ玆に前陳せるが如く、「ウイルソン」大統領と、我賢明なる內田內相との根本的了解を異にせるに拘らず、今に至るまで我外相が故らに事實の眞相を祕して、米國の誤解を其儘否認して居るものと信ぜざるを得ないのである、是が卽ち本員が內田外相に向つて同情を表する所である、さりながら此事に就て外相は事實を赤裸々に、此議席に於て述べられんことを望むのである、要するに講和會議の失敗は、畢竟我が使節其人を誤つたと思ひます、併ながら、それは兎も角も、政府は此山東問題に關する、右四月三十日の會議錄若くは其資料たるべきもの、卽ち米國大統領「ウイルソン」の否定したる牧野男珍田子の說明なるものを、當議會に提出せられて、此日米當事者間の解釋上の疑惑を、一掃する義務あるものと確信するものである、何となれば此山東問題は、既に米國上院の保留案となり、又近き將來支那より、必ずや國際聯盟に提出せられんとする此問題に對して我々國民は、十分之を諒解して置かなければならぬ故に此資料の提出を要求するのである（拍手起る）

第二項は對支政策の連續的失敗及是が善後策の方針であります、現內閣が就職以來日支親善の實を擧げんとし、昨年春以來二度まで南北和平を勸告せられ其他南北調停まで、借款の停止に至るまで、形式上だけは成程如何にも誠意を披瀝して居るやうに本員も同情を表す、さりながら其後の經過を見ますると當時卽ち昨年の此議會に於て、原總理大臣及內田外務大臣は、貴衆兩院に對し、右支那南北の妥協勸告の經過及結果を樂觀せられたるが、今日に至つて南北は依然として相爭ふの有樣は何事であるか、政府の盡すべき手段方法未だ其途を得ないと本員は信ずるのである、當時本員は、此南北和平の勸告に就て御座なり一遍の勸告にては、無効でありますと云ふこと、並に其手段方法を、豫算會議に於て力說したのである、果せる哉不幸にも本員當時の豫言通りである、是れ其失敗の一つと信ずるが如何であるか、又第二は昨年五月米國の提議に依つて、新四國借款此趣意に日本は贊成しながら、直ちに滿蒙除外の例外を出した爲めに、此問題は今に至るまで中止の有樣である、所が翻つて其新借款團の發議者たる米國は、我滿蒙除外の要求に反對するは勿論、再轉して煙酒借款に成功を致したる如き、更に海蘭鐵道借款にも加入せりと云ふが如き、其他獎業銀行を設立、又大隈內閣の當時と記憶致しますが、日本の實業家との間に交涉の第一歩を進めた水口山鉛鑛借款にも米國は成功しつゝあると云ふ、要するに我國は列國協同貸付の名義の四國新借款團の申合を守つて、何れの國も拔駈の功名を爲さぬと云ふ其規約を重んして居りましたのに、此有樣は何事であるか、畢竟我國が米國の發案に五月贊成をしながら、中途に滿蒙除外を出して、忽ち米國資本家の乘ずる所となつたのは、時も時、米國の上院に於ける山東問題に對する、日本排斥の其輿論の熱狂致した時に於て、支那の實業家と相提携して、此米國の援助が財政的に參りましたから、日支經濟の提携なるものは根柢より危機に陷りて、玆に米支經濟の提携となり、支那人は何れも米國人を以て、支那の救世主と思ふが如き感想を今日は持つて居る、而して之に對する對策を承らない、是が本員の認めて以て、對支政策の第二の失敗と致す所であるが、（拍手起る）併ながら此點も詳細に御說明を承りたい、第三は、昨年四月巴里に於て山東問題の決定以來、澎湃たる排日の氣運は、今に至るまで、支那國民の國民的運動となつて居る、北京、天津、漢口、南京、上海に至るまで、我商品の掠奪、燒棄等、通商は暴力的の群衆、而かも專ら學生の團體に依つて妨害せられ、甚しきは在留同胞人の迫害凌辱を受けた數は多々ある、今後も斯る排日排貨の支那の國民的運動は、遺憾ながら頻頻發生すべき虞あるものと本員は豫想するのである然るに之に對する我政府の爲す所如何と見ますれば過去八箇月間千遍一律、唯だの一片の抗議を提出するだけである、相變らず小幡公使の排日取締の抗議と云ふ活版刷同樣の外交は、昨年五月以來何十回に至つたのでありませうか、而も所謂排日的の暴擧は機に臨み、變に臨み、是れ亦千遍一律年中行事となつて居るのである支那の學生中には、日本人を殺すも二三百圓の償金を出せば事濟となる、斯樣に豪語して居る、斯の如きは、畢竟此の軟弱外交を侮つたところの言葉ではありますまいか、現に東京商業會議所の調査に從へば、今日まで是れ等の爲めに受けたる直接の損害だけでも、既に二千五百萬圓になつて居る然るに外務當局は、此連續的失敗に對し、一昨日以來外務大臣は何と言はれた、我國民の隱忍自重を以て、本事件解決の唯一の根本要素と爲して居らるゝ、本員は之を以て、失敗の第三に數へるのである、（拍手起る）此連續的失敗に對し、外相は果して經綸ありや否やを承りたいのである、と申すことは、本來支那の國民性なるものは、其歷史の爲めに尊大思想を養成せられ、隨つて其傳統的外交政策なるものは、一に強弱の比較であつて、遺憾ながら正邪の問題は、まだそれ程に國民は熱中して居ない卽ち歐羅巴戰爭中、支那の恐るべきものは唯だ日本あるのみであつたが、其大戰の終結と共に、最早日本は恐るゝに足らぬ、如何なる凌辱復讐等を日本に與ふるも、日本は兵力を以て我に臨むこと能はず、向後の日支關係は、一に國際聯盟の規約に基かなければならぬ、幸に北米合衆國の在るあり、極東の日

[illegible]中に[illegible]し、是が即ち今日支那に於ける所の事大思想である、即ち彼等の眼に映ずる前段申した太平洋に於ける米國の勢力、又其米國内地に於ける物資財力の豐富を擧して、無理に支那の內地に活躍する米人を見ては、支那人は恰も虎の威を假る狐の如く、狡猾にして譎詐なる政策を弄し、我國の抗議の如きは、唯だ一場の口頭禪を以て、之を挨拶し、其政府も隨つて誠意を以て此等排日の暴動を鎭壓し難きものと信ずるのであります、本員の所見を以てすれば、對支政策は、對英米政策、就中對米政策であると思ふ、幸に我同盟の英國は、御存じの如く日本の支那に於ける政治上の地位に關して、前々內閣の時之を承認せられて居る、故に日本は宜しく米國に對し、根本的に日支兩國の存亡關係を說明し、日本は人口、貿易、生産、總ての上から見て、日支の死活關係の密接なることさりながら日本は支那に對しては、門戶開放、機會均等の外、何物も要せないものである、而して今日日本の支那に於ける實力は、貿易の上、人口の上、資金の放資額に於ても世界第一である、其日本の特殊の利害を、無法なる支那人が公然團體の下、暴力を以て此通商上の妨害を擅にすると云ふことは、最早看過することは出來ない、即ち外務大臣の所謂今日まで日本は隱忍自重致したが、最早忍ぶべからざる程度まで之を忍んだ所以は一に世界の新大勢に順應し、隨て我が對支政策も根本的に之を緩和し、以て一に支那上下の自發自制に待ち來つた此國策の根本的推移を米國支那兩國は勿論、之を世界に發表致し、同時に支那に向つては斷乎たる決心を以て、此通商妨害の排日排貨の運動に對して、最後の御決心を持たれた曉には、支那政府にして暴動の鎭壓が出來ないと云ふ時分には、我が執るべき手段は多々益々辨ずべきものありと思ふが如何であるか、此根本的政策無くして、徒らに日支親善の名に因はれ、抗議復た抗議の裡に日月を通過致して居りますると、山東問題が國際聯盟會議に上る時には、此排日排貨の運動は、四億萬の支那の國民の血の中に混つて來るやうになると、本員は慮れるのである、此點に就ては切に十分の御說明を願ひたいのである、第三項は西伯利增兵問題に就ての疑義を御尋致します、一昨日來本問題に關する外務大臣陸軍大臣の演說を承り……

〔濱田副議長議長席を退き大岡議長復席〕

本員は大に疑惑を深う致したのである、抑々昨年米國の[illegible]に應じ、我國が西伯利に出兵せし目的は、「チェック」援助と露國救濟とに在るが、其根本的目的は確に過激派の討伐に在つたのである、此事の明々白々一點の疑なき事は、今日も此席上に於て原總理大臣及外務大臣の言明も、是に異議は無いのである、之が爲我國は爾來引續いて西伯利に我兵を置き而して其補充の爲に昨年十一月(「速記者が泣いて居るぞ」と呼ぶ者あり)米國の諒解を得んと努めて、米國に交涉したにも拘らず、米國は我が焦眉の相談には何の返答も爲さぬ、突如として去る三十一日、西伯利駐屯司令官グレーブス少將から撤兵に對する一片の通告を受領せられた事、並に越えて去る十二日に至り、米國が其手違を辯明すると共に、米國國務卿ランシング氏より幣原大使に交付せられたと云ふ我が增兵交涉に關する米國政府の回答文とも見るべきものが、內外の新聞に發表せられて居る、此回答文に依れば米國は一「チェック」援助の目的も達せられ、第二の目的たる露西亞の秩序恢復も、漸く自治政府の組織を見つつある今日、却て外國軍隊駐屯の如きは最も妨害となるべきを以て、米國政府は以上の二理由に基き、軍隊全部の撤退と同時に、「スチーブンス」以下の鐵道管理員の引揚を決定したる旨之を通知し、最後に撤兵は之を行ふも、經濟上政治上の援助に關しては、更に日米政府間に商議協定を爲すべしとの意を附加したりとのことである、是は我政府の手より間接に世上に公布したものであらうと信ずる、是實に重大なる問題である、現內閣が一にも米國、二にも米國と、常に米國との協調を重んぜられ、惴々焉として唯だ其及ばざるを懼れる、遠慮勝の其殊勝なる態度に對し、此結果は果して何事であるか、露骨に此回答文を批評すれば、米國の趣意は、我が增兵の交涉に對しては、所謂國外よりの干涉、即ち外國軍隊の駐屯を以て、露國の秩序恢復に妨害あるものであると、斯樣に間接に反對した、而して直接には向後經濟上、政治上、露國問題に關しては、日米間の商議協定を致すべしと附加してあるのは、即ち米國は撤兵はするが、西伯利に關する日本の政治上、經濟上の行動に對しては、之を監視しますぞと云ふことが間接に言つてある、諸君、一にも米國、二にも米國――我々も米國との協定は、飽まで之を希望致しまするが、外務大臣が其米國との請求が斯る結果を見るに至つては、實に本員は、國家の爲めに驚かざるを得ないと云ふことを申上げたい、(拍手する者あり)そこで最近去る十三四日の閣議に於て、政府は已むなく單獨行動として、愈々五千の增兵を西伯利に派遣のことに決せられたと云ふことである、是が即ち本員の疑問が二重にも三重にも起る所以である、玆に疑點を申上げる、第一米國は所謂「チェック」援助の目的を達せられたと云ふも、現に「イルクーツク」以西には、尙ほ四萬內外の「チェック」兵は、米國首め與國救濟の不十分なる爲め、依然滯在しつゝあることは、一昨日及今日、先刻も外務大臣及陸軍大臣之を認められて居る、然らば米國の所謂援助の目的は、未だ到達せざるものと思ふが如何であるか、又假りに「チェック」援助の目的達したりとするも、一昨年八月日米共同出兵以來の情誼、及成行に對照し來れば、少くとも此邊の事は、豫め我が大井司令官に向つて、豫備的打合があつてこそ、米國に向つては、私は是は當然と思ふのである、然るに此事に就て、一昨日外務大臣は寧ろ米國撤兵の行動を是認せられ、鐵道規則までも引用せられたやうに本員は今尙ほ記憶するが本員は即ち外務大臣の證據と致したる、其鐵道規則に依つて大に異論がある、此鐵道規則は昨年二月、日米間に協定致した、其鐵道管理協定第四條及第六條を引證して見ると、第四條には「守備ハ現在出兵セル各國軍隊之ニ當ル」とあります、第六條の末文には、「出兵撤退ト同時ニ「スチーブンス」氏始メ各國關係委員全部撤退スル」、斯う云ふのであります、此第四條に依て見れば、一區域の撤兵即ち米國兵の撤兵の其壓力は、日本の守備の鐵道區域に加はるのは當然である、又第六條に依つて見れば、米國は撤兵するに方つて、其の鐵道規則に從つて、我等に向つて豫め協定をしなければならぬ、外務大臣の所謂出兵の時の協議の約束は有つたが、撤兵の時の協議の約束は無いとは、本員如何にしても此第四條第六條に於て信ずることが出來ないのである、(拍手する者あり)斯の如く觀來れば、一昨日來外務大臣の米國辯護は、如何にしても不道理と信ずるが是亦本員の過ちであれば幸に教を願ふ、何れにしても本員は信ずる、米國の撤兵は當然我國と徹底的諒解の下に行動すべきものと思ふ、故に米國が此突然撤兵の影響は、我軍に實物教訓を與へて居る、「ハバロフカ」に於ける我が[illegible]は、[illegible]の過激派[illegible]に切斷せられ、又[illegible]から支那[illegible]まで過激派が勃興の[illegible]報は、[illegible]として[illegible]つて、米國の支那に於ける所の「ジョルダン」[illegible]、又支那に向つて注意を與へて居ります、要するに今日米國撤兵の此突發的行動は、之を以て日米兩國に完全なる意思の疏通あるものとは、如何にしても信じ難いが、政府の見る所は果して如何なる[illegible]である か、此點に就ての御說明を願ひたい、それ[illegible]に一言加へなければならぬのは、米國をして斯る[illegible]に出でしめしは、畢竟寺內內閣の當時、米國の提議に應じて我政府は、其八千の出兵數と、略々同一なる出兵を出すべしと約束して居ながら、遂に七萬五千の大兵を出すまでも、米國に此事を通知しない、出征地の大谷司令官より之を米國の司令官「グレーブス」に報じ「グレーブス」より國務卿に此事を知らした、日本の行動は不誠意であると云ふことは、本員親しく此事を米國の當局者から名前は申しませぬが聞いた、之に對する日米の意志の不疏通が依然としてあつて、其爲に米國の行つた所の復讐手段であるか、此點も念の爲めに、外務大臣の詳細なる說明を要する、(拍手起る)第二には西伯利出兵增加に關し、帝國の根本政策に就て御尋致したいのであります、抑々我西伯利出兵以來、其目的に關する政府の說明に依れば、「チェック」援助以外、專ら我接壤地たる滿蒙鮮の三方面に對する過激派勃興が、東洋の平和を破壞する、其一大脅威に對する防禦、即ち所謂極東治安の維持と云ふ事、二つには居留民の保護に外ならぬ次第であらうが、一昨日來內田外務大臣、並に田中陸軍大臣の出兵に關する演說中、殊に本員をして不思議の疑惑を懷かしめたことは、此度の出兵に關し、本年は兩大臣とも强て過激派と云ふ言葉を避けて居られるやうな形跡があるやうに見える、即ち過激派に對しては、昨年の議會の外務大臣の外交演說を速記錄より引用して見ますれば、斯樣に言はれて居る、「帝國は昨年八月米國政府の提議に應じ且つ英佛伊及支那とも協調を保ちまして、東部西伯利に出兵することとなりましたが、其當面の主要目的は同地方に於て「チェック、スロバック」軍隊が、獨墺の武裝俘虜及獨墺の勢力指揮に服する過激派軍隊の壓迫を受け、形勢危殆に陷りたるを救濟せんとするのに在つたのでございます」是は外

務大臣の御言葉、又陸軍省發表の御同樣の手に持つて居ります、大正八年四月より八月に至る西伯利派遣軍の情況中、之に依りますれば、各其の一頁毎に過激派討伐を以て、我西伯利派遣軍の大目的と爲して居る、然るに一昨日陸軍大臣も一言だけは、烏蘇里方面に於ける過激派の妄動云々と言はれたが、我増兵の目的を以て、是まで通り此過激派討伐に對するものであるとは、陸軍大臣喉元まで言ひたかつたが之を言はずして、さうして陸軍大臣は斯樣に言うた、「我軍自己存立の危險」と斯樣に言はれたのであります、嘸ぞ陸軍大臣苦しかつたらうと本員は同情する、（拍手起る）さりながら此所が本員質疑の要點である、即ち帝國現在の出兵も、歸する所は此過激派の對抗であることは、外相が一昨日片岡君第二の質問に對して、到頭朝鮮人を云々すると云ふことに就て、自白せられたことと一致して居る、即ち本員の質疑の要點である、初めて意義を爲す質疑の眼目は何であるか、即ち日本は此露國の過激派に對する根本政策は、如何に爲さると云ふことである、具體的に再言すれば、今までの三萬と此度の五千位の少數の兵だけを以て、能く過激派討伐の目的を達し得られるや否やと云ふことを承りたい、本員は遺憾ながら此點に甚大なる疑惧を懷き、押川君とは全く意見を異にする、何となれば露國を二分して歐羅巴露領に於ける過激派の形勢を見ますれば、既に英米の二國の態度は、近來過激派に對して、寧ろ自然の成行に一任する現勢となつて居る、そこで北方芬蘭より南方「オデッサ」に至るまで、所謂反過激派なるもの、今まで聯合與國が援けて居つたものが、全く過激派の爲めに掃蕩せられたのみならず、「バルチック」諸州に於ける新たなる國家すらも、過激派政府と平和の締結をしやうとする目下交渉中であることも、外務大臣御承知の筈である、況や英國政府は現在「コッペンヘーゲン」に代表者を出して、過激派政府と俘虜の交換に關し、一部の交渉を開いて居る此一部の交渉は、軈て全部の協定に關する第一歩と認むべきものである、而して今や米國又此撤兵あり、然らば假令佛蘭西政府が過激派に反對致したと假定した所が、所謂長鞭馬腹に及ばざるを奈何せん、一言すれば「デキニン」軍破れ、「ユデニッチ」軍碎かれ、加ふるに最近日本政府が援けて居つた「オムスク」の「コルチヤック」提督が滅びては遺憾ながら歐露より東露「イルクーツク」までは、全く過激派の天地となつたのである、のみならず此過激派政府は、更に中央亞細亞に向つては、裏海を越へ「アフガニスタン」波斯より、將に印度の國境まで其毒牙の宣傳を延ばしつつあることは、最近英國陸軍大臣「チヤーチル」氏が、公々然として言明せられて居る、且又西部西伯利の「タタルスク」「ノビオニコライウスク」兩方面からは、既に支那の天山南北即ち伊犂新疆の方面にまで、過激派の勢力が及んで居ることは、前段御注意を喚起した英國公使「ジョルダン」氏の、支那政府に向つて注意したる所の事實である、斯う云ふ風に歐羅巴露領から西部西伯利だけの過激派が、極東西伯利に於ける唯一の我日本軍を以て、萬一にも國敵と爲す場合に、此僅少なる三四萬の陸兵を以て、果して能く其目的を達し得るや如何、否な我忠勇義烈の陸軍が、縱しんば貝加爾の天險に、所謂一夫の力能く萬夫を擊退致しましても、右申した中央亞細亞と支那、是から這入つて來る所の過激派に對して、之を抑懕することか出來まするか如何でございませうか、況や萬一不幸にも一旦印度に這入つた曉には、其印度に於ける一億八千の回々教徒と過激派が聯絡致した曉は、否でも應でも我等は、日英同盟の義務に依つて印度に出兵をしなければならぬ、斯の如く觀察致して來つたならば、如何に致しても與國の協同戮力なくして我獨力のみを以つて、極東過激派の掃蕩などと云ふことは全く六ケしいと思ふ我精鋭を屠り、我國帑を費し、徒らに列國の猜疑、露國民の反感とを購ひ而して得る所果して如何であるかと云ふことが伺ひたい、そこで本員は茲に忌憚なく外務大臣に御注意を喚起する、本員が政府に向つて、對過激派政策の根本方針を伺ひたいのは、即ち今日までの我對露政策なるものは、其國力の關係上と當局者の無定見とに依りまして、勢ひ列強の他動的外交に隨行し來たのであるが、今や露國過激派の極東に對する脅威は、唯今前席に於て陸軍大臣の傳らざる報告通り、眼前に迫つて居る、又原總理大臣も此點に就て、英米と日本とは誠に情勢を異にすると言ふ、如何にも同感である、然らば我は我自ら主動的となり、是までの協商側に對し、扨て協商側にして到底過激派の掃蕩不可能と認むる以上は、少くとも露國の過激派政府に對して、其過激主義の宣傳だけは、露國以外に爲さしめざると云ふ方策を講ずるやう、與國との交渉を開始する意思なきや如何であるか、幸に我が内田外務大臣は「レニン」「トロッキー」氏とも相識と承つて居る、恰も英國が「オクラデー」氏を代表者として、前段申述べました「コッペンヘーゲン」に捕虜交換の談判を開きつつあるが如く、少くとも我が極東の治安に關し、露國の勞農政府と一交渉を試むるの勇氣なきや如何と云ふことであります、（拍手起る）本來武力を以て過激派を絶滅せんとするが如き無謀は、恰も鞭を揚て風を打つと一般である、苟も我が政治道德にして頽廢せず、我が國民の生活にして安泰ならんか堂々たる我が帝國に過激派が來て見た所が、彼の勢力を發揚する所の餘地は無いのである、苟も德を修めずんば、所謂舟中の人悉く敵なり、原内閣先づ思を此に寄すべきである、（拍手起る）即ち眞に滿蒙鮮の三方面に對する過激派侵入の防備と云ふことならば、今の兵力を更に減退しましても、是が取締を爲すことが出來ると思ふ、そこで以上本員が言うた第一點は、現在の力を以て、果して鐵道の守備及過激派の掃蕩が出來るや否や、第二は我が兵力のみを以て行かぬと看たならば、與國と完全なる諒解を以て、英吉利でさへもやつて居るのであるから、極東に就ても「レニン」政府と、極東治安維持だけに關する局部協定を開くのも、是亦一策ではなからうか、それとも現在の如く兵を置いて、而して之が爲めに内田外務大臣が希望するが如き、完全なる露國政府の卵とも看るべき所の候補者を擁立する見込が有るならば、是も一策である、此三點に就て十分に御說明を願ひたいのである、第四項は最後に對米外交の暗黑なる現狀である……

○議長（大岡育造君）　望月君、時間を延長しますから――最早時間も切迫致しましたから、此時間を延長しまして質問を繼續致させます、御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　宜しうございます。

○望月小太郎君　最後に四項の對米外交の、暗黑なる現狀であると唯今申上げた、申すまでもなく日米兩國間に於いて、其の國家の運命を賭してまでも、相爭ふべき利害の衝突點は、斷じて無いと本員は信する、唯た米國の民衆は其の外交の智識に於て、殊に東洋の事情に迂遠でありまするを以つて、我か日本の對米外交としては、常に其の誤解を一掃し、以て兩國民意思の疎隔の無いやうに務むる、即ち言ふべき事は飽までも之を言ひ、爭ふべき事は飽までも爭はなければならぬのである、然るに本員は、昨年三月より六月まで親しく米國に在りて、我が日米外交の眞相に接觸し、啞然として驚いたのである、即ち我國に外務省在りや、外務大臣、大使、領事等は何の爲めに生きて居るのであるかと云ふ痛嘆を懷いたのである、（拍手起る）當時朝鮮問題を始め、天津に於ける日米水兵の衝突事件、又唯今申した例の人種待遇の差別撤廢案より、進んで太平洋沿岸に於ける排日の聲までが、今は米國四十八州の輿論をして、當時一列奮起して、日本排斥の記事を以て充し而も其記事の大半は誤報曲解多きにも拘はらず、我が外務省は、之に對して何等の答辯を與へざるのみならず、大使、領事等にも、何等訓令すらも下さなかつたのであります、引續いて巴里會議の餘波として、例の山東問題が、五月十九日より開會せる米國の臨時議會に提出せられ、元老院の議席上より我國を目して第二の獨逸と罵り、日米戰爭辭するに及ばずとまで放言せしめ、甚しきは公開の席上、日本を目して盜賊と、上院議員をして呼ばしめ、又其の外交委員長「ロッヂ」氏すら僅か三十六平方里の靑島を、其何十萬倍の山東省全體を日本が領有せんとするが如き無知識の曲解を、公々然披瀝せしめても、尚且つ之を訂正せざるは勿論、現在石井「ランシング」協約の共當事者の國務卿「ランシング」氏すら元老院議員の質問に應して、巴里會議中「ランシング」自身が「ブリス」將軍及「ホワイト」氏三人と共に、山東問題に對し、日本に反對の意見書を大統領に提出したる旨を言外に露したるのみならず、其石井「ランシング」協約中、日本は支那に對する「特殊ノ利益」「スペシヤルインテレスト」と云ふのは單に地理的接壤地と云ふに過ぎない、此事は畢竟日本の支那に對する門戶開放主義を再應宣明せしめたるものなり、斯う言うて居ります、是は御參考までに申す、八月六日元老院議事錄第百四十八頁を御參考ならんことを希望する、斯う云ふ事を言はしめて之を放任する、即ち是は國務卿の言明である、曾ては太平洋の一角に地方問題として現れたる排日の氣運は、今や米國中央の輿論と製造せられんとしつつある、此重大なる時機に於て、我か政府は何とて石

井「ランシング」協約者の其一人たる石井君を召還したのでありますか、石井君が亞米利加に居らぬ爲めに、我が大使館は諸君、去年同樣「ランシング」氏を始め、我が日本の事情、山東問題の事情を知らざる、誤れる元老院議院に對して、誰とて膝詰談判の說明をする人なく、爲に米國一億萬の人民が、新聞の書く事を全く信じて　日本に曲あるものなりと云ふことで、我が外交は此に至つて全然米國人の眼中に映しなかつたのである、一昨日米外務大臣の辯明を承れば、是等の事に就ては、相當の方法を執つたと言はれて居るが、是ですらも尙且つ相當な方法を執つたと云ふならば、愈々以て我が外交の無能、引續いて我が外務大臣の職責が果して如何なものであるか、（拍手起る）內田外相動もすれば、日米の協調々々と、口に筆に之を屢々爲されたが、本員の見る所を以てすれば、日米現在の協調は不完全である、即ち相互の意思は恰も輿齒に物の挾つた關係であると斷言する、更に直言すれば我が言ふべき事を言はず、爭ふべき事を爭はざる結果、米國の官民は我が政府、隨つて我が國民の態度を不可解と致して居るのである、抑々協調とは、個人間に於ても所謂腹藏なく相互の意見を交換し、互角の尊敬と互角の信用とを以て論ずべきは極端まで之を論じ、和すべきは利害を一擲して相和す、斯の如くにして始めて米人を信賴せしむべきであるのに我が外務大臣の爲す所は全く之に反して、恰も花嫁が舅姑に無理を言はれても、唯々沈默を守るを以て之を婦德であるが如く心得て居る（拍手）隨つて米國人の氣質たる、卒直に露骨に我が言ふべき事を言ひ、我が爲すべき事を爲さざる結果、遂に誤解に誤解を重ねて相互の間に意思の不疏通を來し實際には前段申述べたる南洋軍備調節の大必要より第二には支那に於ける日米の暗闘第三には今回米國の西伯利の撤兵問題、斯う觀ましたならば、即ち凡て現在の日米外交之を證明して餘あると思ふ、一言すれば、現時の如き不備の外交機關を以て、日米の親善は、容易に之を全うすることが能はざるのみならず、日米間の誤解は、延いて支那問題、西伯利問題、否な太平洋の治亂に影響するは勿論、米國を經て歐羅巴に傳播する、此日米の惡感情は遂に我國をして、國際間に不幸にも孤立の陷穽に陷れしむるやうな策略を講ずる者が、列國中に無いとは誰か之を保證致しませう、（拍手起る」然らば日米共營の實行方法は如何、之に對しては本員は殊多難なる條件に多々益々辯ずるものと確信致しますが、是は豫算委員會に讓つて外務大臣に單刀直入に伺ひたいのは、是までの組織方法を以て日米間の隔意無き了解が當然得らるるものと信ずるや否や若し然らずと爲さば、之に對する當局者の提案は果して如何である、分明に說破すれば米國に對する國民的諒解を求めるに外ならぬので即ち日米國民の兩國の事情の疏通を行ふ方法、即ち政治家、學者、實業家、等の意見交換に關する具體的組織を以て兩國の誤解を一掃すべき事に付ては、何か相當の考案があると信ずるか如何、以上第一項より第四項に至るまで望むらくは當局外務大臣は原總理の言はれた世界の大勢、即ち世界各國を通ずる外交の成敗と其禍福とは、今や全く少數なる當局者の手より離れて國民多數の雙肩に落ち來る時勢、此時に及んで、外務大臣が詳細に所謂五大國の一外務大臣として、此外交上の眞相を我等國民の面前に披瀝すべき義務あるものと本員飽迄之を確信するのである、而して外務大臣の之に對する答辯の如何に依つては、我等は獨り外務大臣のみならず、現內閣は果して此困難なる國家を負擔する能力有りや否やと云ふことを裁定し之を宣言すべき權利あるものであると云ふ一言を加へて此壇を降ります（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　內田外務大臣。

「國務大臣子爵內田康哉君登壇、拍手起る」

○國務大臣（子爵內田康哉君）　唯今望月君の爲されました質問に對して御答辯を致します、望月君の御演說は、半ば御議論、平和會議に於ける我が全權の態度に對する御批評、或は對外政策に對する色々の御希望がありました、是等の點に對しては私は茲に答辯の必要を認めませぬ（「ひやひや」と呼ふ者あり）唯だ我が全權の平和會議に於ける盡力に對しまして私は茲に一言申したいと思ふ、我が全權の平和會議に於ける事に付きましては、我國民中の一部に於て多少の非難の聲を聞きますけれども、（「大に非難があります」と呼ふ者あり）最も公平なる第三者の位置に於ける歐米の識者よりは、此會議に於ける我が全權の態度其人格努力に對して、誠に賞贊の聲を聞くのは私は喜ばしい事である、（拍手起る「のう／＼」と呼ふ者あり）私は是は此席に於て之を披露するの義務があると思ひますから申します、第一の御質問中、我が全權は平和會議に對して、何等の準備なくして之に參席をしたと云ふ御質問でありますが、之に對しては出來得る限りの準備を致して居ります、又必要な訓令もそれ／＼與へてある、其會議中三月二十五日より六月十一日までに五大國會議が中止された、此間日本は何等も平和會議の交渉に參加して居ないではないかと云ふ御質問でありますが、是は事實に相違して居ります、先日の御質問に對しても御答して置きました通りでありますが、此間に於きまして一般の問題、並に日本に直接關係のある問題に對しましては參加をして居る、其著明なるものは所謂山東問題であります、山東問題に對して日本が恰も支那同樣の待遇を受けた如きの御非難がありましたが、是亦事實に反いて居る、日本が此山東問題に對してウヰルソン氏の所謂私的會合に出ましたのは、對等の位地を以て出て居る、固より此支那問題に關する事がありますから、支那の全權を之に招待を致して、其意を聽かうと云ふことがあつた、支那の全權は此我が全權を合せたる五國の會議に出席をして、其主張を述べたことがある、唯だ此問題が支那に關しますから、我が全權は故らに其席に列することを避けたのであります、是が日本の參加してあるのと、支那の招きに應じて其立場を說明したのに相違のある所であります、それから第二の御質問は人種的、差別待遇撤廢に關する事であつて、其經過を縷々御述べになりましたが、是れは既に先日の質問に對しても申しました通り、此問題に對しまする又委員の會議の交渉に關しまする經過は、是は公表をしないことになつて居ります、公表し得べきものは、其當時書記局より公表をして居る話であります尙ほ此何故に確信なくして人種差別待遇を出したのであるか、私が先日の片岡君の質問に對して答へました趣意は、速記錄を御覽になれば能く分る、確信の有無を問ふ時ではない、國際聯盟と云ふものが、新たに組織せらるゝ場合に於きましては、其主義上どうしても我主張を提議せざるを得ない場合でありますから、之を提議した場合である、然れども又此事に就きましては、我全權は出來得る限りの盡力を致しました、——主張を致したのです、然れども巴里に於ける此未曾有の會議をして、此爲めに破壞せしむるが如き事は是亦大に考慮せざるを得ざるものであります、終に殘念ながら此主張を何所までも固持すると云ふ態度は止めた、[illegible]然れども我が全權は明かに此會議に提出した、[illegible]あるときには、之を必ず主張すると云ふ[illegible]した、さうして多くの先日申しましたやうに、[illegible]通りの贊辭を得て居るやうな次第である、[illegible]には駄目だ」と呼ふ者あり）それから南洋委任統治の問題に關して質問がありましたが、此問題はまだ決の儘に在ります、今日に於て此に其經過を御話する時機にまだ達して居りませぬ、併し我に於ては其主張を何所までも主張する積りである、それから此問題に關して、——軍備の撤廢の事に關して、此事實とか、「グワム」とか、色々の問題を持出されましたが、是は私には了解し得ない事である、若し斯の如く既に米國なり、他の屬地に決つて居つたものを此會議に持出したならば、恐らく今日も平和の終結を見て居なかつたであらう、（「ひや／＼」）此點は是で明白になつたことゝ思ひます、それから膠州灣還付の事に付ての御質問、此事に付きましては、既に前日の御質問にも答へた次第でありますが、唯だ茲に附加へたい事は、米國大統領が私の聲明に對して、更に一の聲明を發した事である、是は先刻望月君の言はれた通りであります、然るに「ウヰルソン」大統領は明に彼自身が言つて居る、私の聲明を彼是言ふのではない、唯巴里に於ける大統領の立場を說明したに止まる話である、私の主張は八月二日、五月十七日に言明してある通りである、唯だ此問題に關して非常な紛爭を極めましたのは詰まり大正四年の日支協定が原因である、此事を能く御研究なされば、大抵の問題は解決される筈である、（拍手「のう／＼」「憲政會顏色なし」と呼ふ者あり）尙居留地の問題に就きまして、「セツツルメント」と「コンセツヨン」の區別の事がありましたが、是は望月君も能く御承知の事でありまして、是はどちらと決つて居ないのであります、どちらも互に混同して居ることでございます、それから對支政策が連續的に失敗して居る、之に就て縷々と御述になりました話でありますが、昨年は支那の南北の妥協は甚だ樂觀をして居つたが、望月君をして先見の明を得せしめて今日も妥協しないではないか、是は殘念な話である私等は今日と雖も明日でも出來はしないかと希望するのであります、昨年に於ては其模樣が見えて居つた、此事は質問に應じて、言はんと欲して禁ずる能

はざる情であります、南北妥協の一日も早からんことを望めば、自から樂觀の出來ることもあるかも知れませぬ、何卒一日も早く妥協の成らんことを希望する、是が成らないと日支親善の事に於いて甚だ妨を爲す次第であります、何所までも此點に就きましては、私の演説にございました通りに、此上共に努力を怠らない積りである、尚又此支那に於ける米國の經濟上の活動に對して、御質問がありまして、其中色々擧げられましたが、今日まで私の得た報告に於ては、煙酒借款を除くの外は、まだ確報に接して居りませぬ、此煙酒借款は色々の經緯がありますが、兎も角も「パシフィック、デベロップメント、コルポレーション」と云ふものと成立したことは事實であります、之に對しては相當の手續を執つて居る唯だ米國政府は、此借款を認めないと云ふ態度を執つて居る、彼等は米國政府の承認を得ずして、支那と此借款を結んで居る話であります、それから今度は西伯利の出兵の事に就て、色々御質問でありましたが、之に對しても殆ど總理大臣及私より是まで此席に於て致しました答辯に於て、盡して居ると思ひます、(「其通り」「それで宜しい」「ちつとも分らぬ」と呼ぶ者あり)第五、對米政策に關して御質問がありましたが是は申すまでもなく、日本は種々の點に於て、殊に貿易の點に於て、亞米利加とは甚だ親密なる重大なる關係を持つて居りますからして、出來る限りの協調を保ち、又腹藏なく意見の交換を行つて居る次第であります、幸に東京には「モーリス」大使の如き、能く此の間の關係を理解して居る大使を得て居る次第でありまして、殆ど遺憾なく意見の交換を行つて居る、然れども其の中に出來ると出來ぬのは、其問題に依る話であります、又今後日米の親善を圖るに、何等の施設をしないではないかと云ふ御話もありましたが、是までも敢て怠つて居る次第ではありませぬ、殊に日本に多く來ます外國人は、亞米利加人を以て寧ろ一番多く來るものと認めて差支ないと思ふ、近々「ラオント」氏も參ることになつて居ります、又五月頃には桑港より十八人内外の團體が來ることになり、更に米國の有名なる人々も招待し、此方よりも人を派してやりたいと云ふ計畫もある話、其他我國より學識ある人々も度々向うに送つて、日本の事情を述べさせたこともあります、又新聞雜誌に於てもそれ〲の途を講じて居る次第であります、尚は今後とも、一層之を盛にしたいと思うて居る次第であります、望月君の質問に對しては是で終りますが、此序を以て先日片岡君の御質問に對して、取調を御約束申して置きましたからして、それを申上げます、それは山東問題、即ち山東と云ふ字に拘泥して、恰も山東省を日本が左右せんとするやうな誤解を懷いて居るから、之を私の外交演説の機會に於て、之を正したいと云ふことである、其事に關聯しまして、私の聲明中に、牧野全權が、巴里に於て致しました文句を裏書したと云ふ御質問でありましたから、當時其公表文を持つて居りませぬでしたので何れそれを調へた上で申上げると云ふことを申しました、調べました結果、片岡君の言はれました通り其同じ文句を用ゐて居る、即ち其文句は「日本の政策は山東半島を其完全なる主權の儘、支那に還附するに在り日本の保持せんとする所は單に獨逸に許與せられたる經濟上の特權に過ぎす」で、何故に此山東に就て誤解を懷かせるのに、自ら山東と云ふやうな文字を使つて居るかと云ふやうな御質問のやうに聽取りました、未た速記錄は調べて居りませぬ、若しさう云ふ御質問でありますれば、其意味で御答辯致します。

○片岡直温君　唯だ、單に山東と云ふのではない、少なくとも山東省の半分程の……(此時發言する者多く聽取する能はす)占領して居ない範圍を占領して居つた如くに、御聲明になつて居るから、非常に齟齬して居るではないかと云ふことであります。

〔「山東は島ではないよ」「辯明の必要なし」と呼ひ其他發言する者多し〕

○國務大臣(子爵内田康哉君)　山東問題と云ふことは、普通の稱呼になつて居りますものですから、山東問題と云ふ文句を廢止する譯には行かない、口癖になつて居りますから、私等も能く言ひ慣れて居るそこで私の外交演説に於て、山東問題と云ふ語を使つても、山東省を意味するものではない、其山東と云ふ言葉に拘泥されて誤解を起させてはいけないと云ふので、斯く申した次第であるのです。

○望月小太郎君　唯今外務大臣の答辯中、米國問題に關する將來の政策に就ては、本員亦外務省の方針を承り、大に贊成致します、さりながら其他は多くの本員の質問の要領を避けられて居りますから、一應速記錄を再讀せられんことを希望する、且又大臣の其他の答辯中に、本員の信じて以て調査不十分であると思ふ事は、何れ豫算總會に於て申述べたいと思ひます。

○議長(大岡育造君)　此場合暫く休憩して更に繼續致します。

午後六時二十五分休憩

午後七時五分開議

○議長(大岡育造君)　休憩前に引續き會議を開きます、質問の續きであります、黒須龍太郎君。

〔黒須龍太郎君登壇、拍手起る〕

○黒須龍太郎君　政府の施政御方針、其他に對する御説明がありましたが、二三疑を質して置きたいと思ふ點があります、成るべく簡易に、而も率直に質問を致しますので、どうぞ當局も率直に出來るだけ御答辯あらんことを期待して置きます、私が第一に常識上より疑を持つて居りますことは國際聯盟と國防の關係であります、申上げるまでもなく、國際聯盟が成立を致し、序文を初め全體の規定は、「戰爭に訴へざるの義務を受諾し各國間に於ける公明正大なる關係を規律し」云々と云ふ精神に歸著することは明かであります、平和は無論我々が歡迎する事でありまするが、今回に於ける平和、國際聯盟規約の特徴は何所に在るか、平和の恢復と云ふ外に戰爭廢止と云ふことが、今回の國際聯盟の特徴であらうと思ひます、戰爭後の平和克復は度々我々は經驗致して居りますが、今日の國際聯盟は、世界改造と言はれて居りますが、現に我が外務大臣が、當議會に於て新世界の大憲章であると斷言をせられたるは、何であるかと云へば其の根本要旨は戰爭に訴へざること、非戰論、是が國際聯盟の特徴であると云ふことは、何人も議論が無いことであらうと思ふ、此の御主旨が先般平和の御大詔となつて我々に告げられて平和御大詔の中に「平和永遠ノ協定新ニ成リ國際聯盟ノ規模斯ニ立ツ是レ朕ガ衷心實ニ欣幸トスル所ナルト共ニ又今後國家負荷ノ重大ナルヲ感セスムハアラサルナリ」と仰せられてあります、是れは國際聯盟なるものが世界的平和、半面より言へば戰爭防止と云ふことに在ることが、此の御詔勅に現れて居ることゝ想像致します、續いて此御詔勅の中に「今ヤ世運一變シ時局丕ニ變ス宜シク奮勵自彊隨時順應ノ道ヲ講スヘキノ秋ナリ爾臣民其レ深ク之ニ省ミ進ミテハ萬國ノ公是ニ循ヒ世界ノ大經ニ仗リ以テ聯盟平和ノ實ヲ擧ケムコトヲ思ヒ」云々と仰せられてある、此の萬國の公是世界の大經なるものが具體的に現れて居るものは、私は此の國際聯盟規約であらうと存じて居ります、然れば國際聯盟の成立と同時に起るべきものは何であるかと云へば、軍備の撤廢、若くは縮少と云ふことでなければならぬと、論理上私は信じて居ります所謂軍備の減殺と云ふことになる、現に此の條約が成立すると同時に、世界的に此軍備の減殺問題は尚議せられつゝあるのであります、何れ來るべき世界の軍事會議に於て此事が愼重に討議せらるゝことゝ存じて居りますが、此問題に對する政府當局の方の御意見如何と云ふことが、第一に御尋する要點であります、來るべき國際軍事會議には、何れ我國の國防問題も問題にならうと思ひますが、如何なる方針を以て御臨になるかと云ふことは、世界に向つて協議する前に、各々日本國民に向つて其事を明かにし國民の批判を求むべき責任を持つて居らうと考へて居ります、故に當局は此點に就て、世界の軍事會議に於て、如何なる國防方針を以て臨むかと云ふことは、先づ議會に於て明かにし、國民に向つて明かにするの義務あることゝ信じて、私は此義務の名を以て、當局の説明を要求致します、それより具體的になりますが、或は順序が違ふか知れませぬが、どうぞ御聽取り願つて御答を願ひまするが其次に私が國民的常識の上より疑を持て居りますのは、なぜ日本の陸軍を減らさないかと云ふことです、今回現れた國防の充實なるものゝ案を見まするると云ふと、從來の日本の陸軍に何等の斧鉞を下して居りませぬ、寧ろ充實と云ふ名を以て——是は多く工兵とか、飛行機とか、特科隊に屬します、其他に要塞もあります要塞は非常に海軍なり陸軍なりに關係のある問題と思ひますが、何れも從來の陸軍を基礎にして、其上に充實と云ふものを加へたと思ひますが、一體我々國民の常識から見れば、なぜ陸軍を減らさぬ、一體陸軍なり、海軍なり、如何なる標準に依つて其計畫を立てるかと云へば大なる原因になるものは、所謂假想敵である、假想敵を標準にして、我國の軍備が計畫を立てられると云ふ事は、當然であつて、從來の我か陸軍と云ふものは、露國を標準にしたる陸軍であつたと云ふ事は、公然の祕密のみならず、公然の公然であつたと私は信じて居ります、自分が祕密にする積りでも、日本の者が外國の祕密を知り、外國

の者が日本の祕密を知る、それを祕密々々と云ふのは、日本の官僚か、議會の一部位であつて、今日の時代に於て、如何なる國が過去に於て陸軍の標的であつたなどと云ふことが、何で差支があるか、若し御差支があると思ふならば、失禮であるけれども、時代錯誤の頭であらうと考へて居ります、其假想敵國であつた露西亞は亡びた、或點から云へば獨逸も假想敵の一つであつたでせう、我々は海軍の人から獨逸が假想敵國でありしことを耳にしたことがある海軍の人の書いた書物に立派に無事を明言して居る今日に於て我海軍の樞要の地位に在る人が、某國を見當にして、所謂親善の關係に在りと稱する某國の名を冠して、國防問題を著述して居る、さう云ふ方が幾らでもある、それはそれとして、兎に角露西亞獨逸を當てにした日本の陸軍は、此標的の露西亞、獨逸が亡びれば軍國主義は國家より、社會主義的の國家に變つたと云ふ時代に於いては、日本の軍備が當然變ると云ふことは論理の要求する所であり、我々國民は當然減らせと求むる權利があると考へて居る我々は故なく兵役に服する義務はありませぬ、國家の爲めに必要であり、國民の爲めに必要であるので、兵役に服する義務を有つて居る、而して露西亞が彼の狀態、獨逸が彼の狀態である、即ち以前の狀態に於て我々は今日陸軍を戴き、今日の軍務に服すると云ふ觀念を有つて居りますけれども、我々の常識判斷より言へば、露西亞が亡び、獨逸が亡びた時に彼だけの陸軍を有つて居る必要はない、少くとも二個師團即ち先般解散までもした所の二個師團は、露西亞を目的にしてやつたと云ふことは近く明かな事であるから、此二個師團だけを減縮すると云ふ事は、當然起つて來る結論であらうと私は考へて居ります(「靑年會でやれ」と呼ぶ者あり)私の議論が靑年會でやる議論であると云ふ御論がありましたが、諸君の後ろには私と同論の方が――議會の外の後ろには、私と同論の方が世界的にありはしませぬか、故に第二の質問と致しては、何故陸軍を減らさぬ、どう云ふ理由があつて減らさぬ、是れは我々國民の常識に於て分らない、分らないから御質しをする、先日鈴木梅四郎君は、改造時代であると云ふ御演說がありましたが、私も其通りであらうと思ふ日本の此國防の改造、國際聯盟規約の成立と同時に日本の國防の改造と云ふものは、當然の結論、先づ第一に陸軍は國際聯盟に照し、日本の國其のものゝ特別の事情に照し、必要に照して當然非常な削減を受くべきものと信じて居ります、どうぞ此の點に關する詳細の說明を求めたい、第三に承つて見たいのは海軍であります、是れは素人の議論でありますから、間違がありましたら、どうぞ親切に教へて戴きたい、併し總て從來軍事のことは祕密にせられて居りますから、我々の知識の幼稚なことは當然であらうと思つて居りますが海軍に就て第三に質問をして見たい私が陸軍の削減論を唱へれば、同時に海軍擴張論にならうと云ふ御疑を持つ方があるかも知れませぬがさうではありませぬ、私は海軍に就ては、矢張一種の御計畫があることゝ信じて居りました、それは國際聯盟それ自身が其事を要求して居ると思ふ、此聯盟が戰爭の防止と云ふことを目的と致して居る、して見れば、陸軍を問はず、海軍を問はず、此軍備に向つて減縮を唱へることは、論理上當然の事であると思ひますから、海軍に就ても制限と云ふことが起つて來ることゝ信じて居ります、之に就て我海軍の當局は來るべき世界の軍事會議に、如何なる方針を以て臨むや、能く世間には英國や米國が海軍を減らさぬぢやないか、こんな空論を言うた所が仕方がないと云ふやうな、極く早合點をなさる方があるかも知れませぬが、其英國は嘗て獨逸に向つて、大艦の制限を主張して居るぢやないか、以前の獨逸に向つて、大艦制限を提唱して居るぢやないか、米國の前大統領は大艦の制限を提唱して居るではないか、實際今度の聯盟會議の本は、英吉利なり、亞米利加なり、佛蘭西なり、伊太利なり、是等の人が、陸軍と云はず、海軍と云はず、此戰爭、反面から言へば軍備と云ふ事に、非常なる患の、非常なる經驗をした結果、今日は聯盟が出來たのでありますから、必ずや英吉利、亞米利加、佛蘭西、伊太利と云ふものも海軍の縮少と云ふ事に同意すべき論理上の順序であらうと考へる、殊に彼等の歷史に稽へて、さう云ふ事が起つて來ることと思ひます、私が極く素人で言へば、大艦を廢めて中艦にする、或は小艦にすると云ふやうな論、今少し極端に言へば、世界的國防とか軍備を廢めて世界的計畫と云ふことにしやうと云ふやうな、此理論とか議論とかが、必ず起つて來ることと信じて居ります、惟ふに政府當局は、之に關して相當の御研究があることであらうと思ふ、私が新聞で注意致して居りまする所に依ると、昨年佛蘭西の一ヴェルサイユ會議に出張の前後、我が陸海軍の當局は、此事に就て相當の覺悟をして居ると云ふことでありますから、之に對する相當の御方針があり、我々に向つて相當公示せらるることと信じて居ります、どうぞ此海軍に就ても、將來如何なる御方針であるか、世界の軍事會議に如何なる御方針を以て臨まるゝのであるかと云ふことを御尋致して置きます、第四に御尋を致して見たいのは、若しも軍事に關する所の方針が無かつたとか、或は世界の協議を要すと云ふことであつたならば、此議會に餘り御出しにならないで、世界の軍事會議を御待ちになつて御設計をし、御提出になつたら、どうか斯う云ふことは出來ないか、出來るかと云ふことを第四に御尋して置きます、私は何故さう云ふことを言ふかと云ふと日本の從來の外交は、英吉利なり亞米利加なりの後ろに從ふことが多くありまして、日本の全權大使が背負込んで歸つた世界的勞働規約なども、實は心ならずも背負込んで來たのではないかと想像致して居りますので、日本で我陸軍は斯うする、我海軍はどうすると云うても世界會議に臨む、それが初めより徹底的に主張し、維持出來るかどうか、若しも維持でも出來なかつたならば却て日本の失態になりはせぬかと考へて居りますので、暫く御待になつたらどうだそれは出來るか出來ないかと云ふことで、第四に御聽致して置くのであります、第五に御尋を致すのは、假りに現在の國防を基礎にして、充實を爲さると云ふことが眞理である、必要であると云ふことに致した所が、形式の充實は是で出來ると致した所が、精神的充實はどうして出來るか、之に對する御意見が聽いて見たいのであります、陸軍省の方が今年の議會で我々に配つて呉れた「參戰諸國の陸軍に就て」と云ふ本、それから先般大臣諸君の御演說になつた所を聽いて居つても、日本に過激思想が入りさうだとか、勞働問題がどうとか、勞働問題と云ふことは、此本の中にあります思想とか何とか云ふこと非常に御憂慮になつて居ることが見えて居る、形式的は我軍備を充實することは、今日の豫算で出來た所が、精神的にどうして斯る憂のある時に、我軍備を充實し得るやと云ふことは、日本の重要なる問題の一つではありませぬか(「のう〳〵」と呼ふ者あり)私がさう言ふと、何か過激な事でも言ふやうに誤解をなさる方があるかも知れませぬが、陸軍省が配つた「參戰諸國の陸軍に就て」と云ふ本の第二十三の結論、此結論を通讀いたしますと思想界の變動、勞働界の騷擾、是が各國の戰後非常に一代煩悶を來し、日本に於いても非常な影響があると云ふことが、ずつと書いてある(「それが何だ」「事實が其通り」と呼ふ者あり)形式的に兵力を充實することは可なり、同時に精神的に充實することが必要である、而して日本國民の周圍境遇に、日本の精神的充實を妨げる事情があると云ふときに、我か海軍當局陸軍當局は之に對して如何なる御方針を以て、此精神的充實を御圖りになるか、維持さるるか、と云ふことを御聽きするのである、(「法律に依るのだ」と呼ふ者あり)法律に依つてやると思ふ者の愚かさよ、議會の今日の權力に依つて、此精神的充實を圖らうとする者の自惚の強さ加減(「ひや〳〵」「何を言つて居る」「氣が變になつたな」と呼ふ者あり)私は今日の議會の中に於ては、氣が變になる、氣違になることを名譽と致して居ります、今日の議會の中で常識がありとせられた人は、私から見れば氣違であります、其次に承つて見たいと思ひますることは、日英同盟の事であります、是は先日拜聽致して居りますると憲政會の方から御質問があり、外務大臣から御質問があつて(笑聲起る)答辯がありまして(「變ですよ」と呼ふ者あり)是は私の過失であります、皆さん御詫を致して置きます、(「落付いてやり給へ」「氣を靜めて」と呼ふ者あり)國際聯盟が出來たと云ふときに、日英同盟が必要でありますか、私は日英同盟に對する政府の方針を聽くのです、是は前に申した通り、憲政會の方から御質問があり、政府の御答辯がありましたが、私は能く腑に落ちない事があるので聽くのである、國際聯盟は實は各國の同盟とか、各國の戰爭なぞと云ふものを除くが爲めに、此國際聯盟が出來たと思つて居る此國際聯盟が出來た後で、某國と同盟をすると云ふ必要が何所にあるか、私から言へば、情勢未練に囚はれたる、歷史に囚はれたる、極く姑息の見解ではないかと思ひますが、國際聯盟が出來たと云ふときに、某國と同盟する、若くは繼續すると云ふ必要が何所にあるか、我々は世界の友邦を友達とし、世界の友邦と共に、攻守同盟も防守同盟もやると云ふ此の聯盟條約が出來たときに、某國と特に防守同盟な

り攻守同盟なりと云ふものを締結する必要が何所にあるか元來從來の同盟と云ふものは共同の敵があつて此敵を目的として、同盟と云ふものが成立つて居る、而して從來の日英同盟は露西亞若くは獨逸を假想敵國として此同盟が成立つて居つたのに此標的であつた露獨が亡びた時に、何處の國を標準にして何處の國基礎にして日英同盟を作らんとするのであるか是は全く不合理的の考でないかと思つて居ります我々は總て出來るだけ過去に囚はれず、新たなる生活を營むへき時でありまする無論必要なる過去を尊重します、併し我々は多く不必要なる若くは有害なる過去に囚はれる事が多くあります、私は新たなる此國際聯盟と云ふものが成立つたときに於ては、日英同盟なるものは當然生命を失ひ、今日に於て生命を失つて今日殘つて居るものは骸骨が殘つて居るので精神は殘つて居らぬと信して居ります、然るに先日外務大臣の答辯を承つて見ますると云ふと、矢張繼續さると云ふことでありますが、繼續すると云ふことであれば、如何なるものを目的として繼續する必要ありやと云ふことを、明白に御答辯あらんことを切望して置きます、終りに今一つ質問致して置きますが、一體我が現代の當局は、國際聯盟を締結しながら、國際聯盟に信頼を致して居るか、若くは信用して居るかと云ふことであります、諸君は答へてそれは無論信頼して居る、現に御詔勅も出て居るではないか、總理大臣も訓令を出し、内務大臣、文部大臣も、訓令を出したではないかと御答になるでありませう、併し陸軍省が今日我々に配つて居る此の「參戰諸國の陸軍に就て」の結論、今申上げました第二十三の結論を見ますると、寧ろ國際主義を餘りに信ずる勿れ、一種の軍國主義が必要であるぞと云ふ事を明かに書いて我々に示して居りまするが、是で見ますると、此國際聯盟に對して現政府諸君の態度は或は贊成するが如く、内部では贊成せざるが如く、少くとも今の政府部内では、國際聯盟の信頼派と非信頼派があるのではないかと云ふやうに、是は見えて居ります、（「それでも衆議院議員か」と呼ぶ者あり）さう云ふ事をやつて、是は外國は知られない私が此處で言うたならば、或は言ひ過ぎたのであらうと云ふことに思ひなさる方があるかも知れませぬが、そんな事は皆外國の方が能く知つて居る、頭隱して尻隱さずの事をするのが、一體私は日本の外交なり日本の内政なりの間違の根本ではないかと考へて居りますので、國際聯盟を信用なさるならば信用なすつて、はつきり御遣りになるが宜しい、一方には信用するが如く、せざるが如く、私から言ふと、甚だ不徹底の嫌がありますので、果してどちらに御信頼になつて居るのでありますか、どうぞ國民に能く示して戴きたい、之に關して唯今申す通り、總理大臣なり、内務大臣なり、文部大臣が、一般の者に諭達の如きものを出して居りますが、之を拜見しますと云ふと、誠に不徹底であります、元來今度の國際聯盟の重要なる點は、戰爭廢止、平和主義、是が要點であります、同時に今度の國際聯盟に依て、國民が最も注意すべき事は、日本の國防は、日本の國防より一轉化して世界の國防になつて居ります、是はどうしても國民に徹底的に了解させんければならぬ事であります、今日議案としては國防充實と出て居るが、世界聯盟に於ける國防は、眞の國防ではなくして世界的軍備であります、日本は世界的聯盟國の一として有らゆる戰爭の責任を分擔して之を解決して行くのであります、是は私が詳しく言はず致して此國際聯盟規約の全篇を通讀すれば我國防は國防に非ずして世界的國防に變つたと云ふ事は明かであります、是が國民に徹底するか否やと云ふ事は日本の國防問題に非常に關係があり又日本の將來、世界に於ける立場に非常に關係があらうと思ふのでありまして此世界平和の確立したと云ふ事を國民に宣傳するに當つては、能く其趣旨を明かに致して、國民に徹底せしめんければならぬと思うて居るのに、此の總理大臣、内務大臣、文部大臣等の國民に向つて諭達する所を見ますると云ふと、極く抽象的な空漠な、（「それが宜いそれが」と呼ぶ者あり）却て多く過激思想とか、堅實とか云ふ事を多く言うて居るだけで、世界聯盟の根本精神、御大詔に所謂萬國の公是世界の大經と云ふものに向つて、特別の注意を拂ひ特別の説明をして居らぬと云ふ事は、私から言へば世界聯盟の精神を國民に祕して、國民の欲せざる所の國民兵役の義務などを強制する危險が、此間に介在して居りはせぬかと思ふ、（「國防を忘れてどうする」と呼ぶ者あり）國防は國民的にするのだ、公債が民衆化したと大藏大臣は言うて居る、苟も我々の財産權、我々の生命權に關係の有る此國民兵役を民衆化せずして已むべきか、是は當然合理の事であり必要の事である、總て是等の事を徹底して、初めて眞に國民的防備、國民的軍備と云ふものが成立するであらうと思ふのに、惜むらくは有意識か無意識か政府の是等に付ての國民に對する宣傳が、如何にも曖昧模稜を極めて、或方面のみを誇張せんとするが如き嫌があることは、甚た遺憾として居る所であります、故に私は終りに於て質問する意味は、今少しく此國際聯盟主義を徹底的に、總理大臣、内務大臣文部大臣が今少し徹底的に御宣傳になつたらどうであるか、其事が必要であり、當然の責務ではないか是までにやつた以上に宣傳する御工夫はありますかと云ふ事を御尋して置くのであります、其外に聽かうとすれば色々あります、併是たけを聽けば、今日の議會に一番先に總理大臣も大藏大臣も言ふて居るものは國防の充實、而して是が我々國民に取つて一番肝腎な事でありますから、今度は酒税などが殖えたと云ひますが、是は誰が持つのであるか、勞働階級の者が持つのである、皆な人も出せ、税金も勞働階級から取ると云ふのが今日の增税計畫である、政府は國民に向つて、是等の點に付て當然明瞭に明確に説明する必要がある、國防計畫、國際聯盟、日英同盟及此宣傳と云ふものに就て、十分相當の答辯あることを望みはしない期待して居ります。

〔國務大臣加藤友三郎君登壇、拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 海軍大臣。

○國務大臣（加藤友三郎君） 唯今黑須君より致しまして、國際聯盟に關聯致しまして、國防問題に關する御質問がありました、其御質問中私の管掌致して居りまする限りに於て、御答を致したいと考へる、色々の御意見もありました、各項を分ちて御答する必要もなからうと思ひます、（「ひや／＼」と呼ぶ者あり）取纏めて御答を致したいと存じます、第一國際聯盟の趣旨に贊成をしたかどうかと云ふが如き御質問も、含んで居つたやうに思はれる、又此國際聯盟に關聯致しまして、軍備制限若くは制限と云ふことに關する事に付て、如何なる方針を持つて居るかと云ふが如き御質問もあつたやうに拜聽致しました、政府は國際聯盟の趣旨に贊成致して居ると云ふことは既に申上げる必要もなからうと考へる、其中軍備制限若くは縮小と云ふ問題に付きしても、主義に於て政府は贊成を致して居るのであります如何なる程度、如何なる方法に依つて之に贊成をし、若しくは實行致すかと云ふ問題は、今日は未定の問題であります、今後國際聯盟理事會が開かれまして、其會議に於きまして、是等の問題が提議をされ、政府も相當なる案を具しまして、此會議に依つて決定されることと信じます、私共考へるのに若し此聯盟理事會に於きまして、世界列國が軍備を全然撤廢すると云ふ議の起きました場合には、帝國も亦之に贊成するに躊躇しない考で居るのであります、併ながら現在の列國の狀況を鑑みまするのに、斯の如き極端なる軍備撤廢問題が成立致さうとは私は豫想致さないのでございます、故に帝國に於きましては、帝國の自衞上必要なる程度に於きまして、軍備を致すと云ふことは已むを得ざる事であり、先つ列國も之を承認致すことゝ私は確信致して居るのであります、（拍手起る）次に軍備に付ては、人の精神上の充實と云ふ事に付ては、如何なる方針を持つて居るかと云ふ御質問であります、私は軍事當局者と致しまして、大元帥陛下より軍人に賜はりました御詔勅を奉戴致しまして、此精神を軍人に注入致し、且つ之を守らせることを以て方針と致して居るのであります（拍手起る）陸軍の報告中に何か心配をして居るが如き事があると云ふやうな御意見もあつたやうでありますが、私は是は能く讀みませぬから、茲に具體的に申上げることは出來ませぬが、至極尤もの事と思ふ、（「然り」と呼ぶ者あり）親が子を心配するが如く、どうか成人をさせたい、不良少年仲間に入らせまいと云ふ（笑聲起る）精神は、親が子を念ふ上に於きまして同樣であります、私共軍事を御預りして居ります、身分と致しまして、數萬に亘る部下を統御致しまするのには、中には心得違の者がありはしまいかと云ふ心配は持つて居るのであります、陸軍の報告中に心配的の言葉のあつたと云ふことは私は全然同感であります、又至當の事と考へるのであります、是だけ御答を致します（拍手起る）

○國務大臣（田中義一君） 議長。

○議長（大岡育造君） 田中陸軍大臣。

〔國務大臣田中義一君登壇、拍手起る〕

○國務大臣（田中義一君） 唯今の御質問に對する御答としては、海軍大臣が大要盡されて居りますからあれを以つて私は御諒解になつて居ることゝ信じまするが、尚ほ一言附加へて置きまするのは、國際聯盟に於て國家の安全、國際義務の共同動作の強制と

云ふ事が、國の兵備の度合となつて居るのであります、而して國家の安全と云ふ事は、國際聯盟と云ふものが出來ましても、他人の國が之して呉れるのでなく、國家は矢張自分の國で、安全の程度を圖るべきものである（拍手起る）斯う心得るのであります、是だけを附加へて申して置きます（拍手起る）

○岩崎勳君 議長、

〔黑須龍太郎君「それだけですか」と呼ふ〕

○議長（大岡育造君） 別に政府から答辯もありさうに見えませぬ。

〔黑須龍太郎君「それでは宜しうございます」と呼ふ〕

○岩崎勳君 一昨二十二日の本會議に於ける國務大臣の演說に對する質疑は、此程度を以て終結すべしとの動議を提出致します。

〔「贊成」「反對」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に贊成の諸君の起立を求めます。

贊成者 起立

○議長（大岡育造君） 多數と認めます。

〔「横暴」と呼ふ者あり、笑聲起る〕

○議長（大岡育造君） 多數、仍て質問は之にて終了致しました。

○岩崎勳君 本日の日程に對して延期の動議を提出致します。

○議長（大岡育造君） 御異議はありませぬか。

〔「贊成」「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なしと認めます、本日は之にて散會。

午後七時五十四分散會

○大正九年一月二十九日（木曜日）

午後一時九分開議

議事日程 第五號

第一 所得稅法改正法律案（政府提出） 第一讀會

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三 所得稅法の施行に關する法律案（政府提出） 第一讀會

第四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五 酒造稅法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

第六 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第七 酒精及酒精含有飮料稅法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

第八 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第九 麥酒稅法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

第十 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十一 明治四十一年法律第二十四號中改正法律案（政府提出） 第一讀會

第十二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十三 國債償還資金の繰入を爲さゝることに關する法律案（政府提出） 第一讀會

第十四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十五 大正八年法律第五號中改正法律案（政府提出） 第一讀會

第十六 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十七 鐵道敷設法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

第十八 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十九 決議案（長島隆二君提出）

○議長（大岡育造君） 新たに議席に著かれたる御方を御紹介致します、奈良縣選出議員松本强二君。

〔松本强二君起立、拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一政府より提出せられたる議案左の如し

所得稅法改正法律案

所得稅法の施行に關する法律案

酒造稅法中改正法律案

酒精及酒精含有飮料稅法中改正法律案

麥酒稅法中改正法律案

明治四十一年法律第二十四號中改正法律案

國債償還資金の繰入を爲さゝることに關する法律案

大正八年法律第五號中改正法律案（政府提出）

鐵道敷設法中改正法律案（政府提出）

一議員より提出せられたる議案左の如し

決議案

提出者 長島隆二君

北海道會法中改正法律案

提出者 武富時敏君 片岡直溫君 藤澤幾之輔君 下岡忠治君 本田恒之君 鈴木富士彌君

府縣制中改正法律案

提出者 武富時敏君 片岡直溫君 藤澤幾之輔君 下岡忠治君 本田恒之君 鈴木富士彌君

郡制中改正法律案

提出者 武富時敏君 片岡直溫君 藤澤幾之輔君 下岡忠治君 本田恒之君 鈴木富士彌君

市制中改正法律案

提出者 武富時敏君 片岡直溫君 藤澤幾之輔君 下岡忠治君 本田恒之君 鈴木富士彌君

町村制中改正法律案

提出者 武富時敏君 片岡直溫君 藤澤幾之輔君 下岡忠治君 本田恒之君 鈴木富士彌君

刑事訴訟法中改正法律案

提出者 高木益太郎君

人權保護に關する法律案

提出者 高木益太郎君

勢和鐵道並伊和輕便鐵道建設に關する建議案

提出者 八木逸郎君

一議員より提出せられたる質問主意書左の如し

流行感冒の豫防注射に關する質問主意書

提出者 齋藤壽雄君 土谷全次君 土屋淸三郎君 齋藤紀一君 伊東重君 秋山金也君

寬城子事件交涉經過に關する質問主意書

提出者 松本誠之君

西比利駐兵同地鐵道監督並海事關係問題に關する質問主意書

提出者 正木照藏君

一去二十四日內閣總理大臣より左の通發令ありたる旨の通牒を受領せり

司法省參事官法學博士 山岡萬之助

司法省所管事務政府委員被仰付

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一去二十六日大岡議長宛左の謝電を受領せり

第一遣外艦隊司令官吉田增次郎

海軍大臣より衆議院の陸海軍に對する決議を傳達せられ一同感激の至に堪へす茲に麾下將卒を代表し謹て深厚なる感謝を表す

一去二十七日大岡議長宛左の謝電を受領せり

浦潮派遣軍司令官

貴族院及衆議院より懇篤なる感謝の辭を辱うし感佩の至に堪へす茲に部下一同を代表し深甚なる謝意を表す

第三師團長

曩に出征中は常に深厚なる同情を賜はり今か平和克復に際し重ねて鄭重なる贊辭を辱うす閣下一同感謝に堪へさる所なり茲に謹て謝意を表す

第五師團留守隊司令官

第五師團留守部隊一同を代表し我出征軍隊に對する貴衆兩院の懇篤なる感謝狀に對し深厚なる敬意を表す

第六師團長

深厚なる感謝に接し感激に堪へす茲に部下を代表し感謝の意を表す

第八師團長

貴衆兩院の感謝に對し一同感奮益々報國の實を擧けむことを期す

第九師團長

議會催會の劈頭に於て深厚なる感謝狀を寄せられ感激の至に堪へす直に部下一般に傳達せり茲に一同に代り謹て謝意を表し各位の御淸安を祈る

第十師團長

當管下出征軍人に對し懇篤なる感謝の辭を辱うし感激の至に堪へす茲に一同を代表し深甚なる謝意を表す

第十三師團長

鄭重なる感謝の辭を辱うし謹て謝意を表す當師團今や西伯利派遣の途にあり益々奮勵せむことを期す

第十四師團留守隊司令官

貴院より我出征軍に對し寄せられたる鄭重なる感謝狀に對し本職は第十四師團留守部隊を代表し茲に謹て深厚なる謝意を表す

第十五師團長

貴衆兩院よりの感謝狀に對し深厚なる謝意を表す

第十六師團留守隊司令官

深厚なる感謝狀を致され衷心感謝に堪へす直に留守殘留諸部隊に傳達せり茲に一同を代表し厚

く感謝の意を表す

第二十師團長

貴衆兩院の懇篤なる感謝狀に接し感謝に堪へす部下出征將卒を代表し玆に謹て謝意を表す

青島守備軍司令官

出征五年幸に國軍の名を辱しめさるを得たるは職として　皇上の稜威と國民の後援に依る圖らさりき鄭重なる謝意を表せられ感激措くことなし玆に部下一同を代表し謹て謝辭を呈す

朝鮮軍司令官

御懇篤なる感謝狀に接し一同感激の至に堪へす玆に部下を代表し謹て答禮の意を表す

關東軍司令官

平和克復に際し貴院の我出征軍に致されたる鄭重なる感謝狀を受け本職は管下諸部隊に示達し一同を代表して玆に謝意を表す

第一師團長

貴院の鄭重なる御挨拶に對し管下關係の麾下一同を代表し深厚なる謝意を表す

第七師團長

曩に我師團北滿洲及西伯利に出動し　陛下の稜威と國民の深厚なる後援とに依り幸に大任を完うしたるに對し貴院より鄭重なる謝辭を辱うし恐縮に堪へす直に之を將校以下に傳達すると共に將來奮て軍務に精勵し益々武威を發揚し以て國民の倚託に背かさらむことを期す玆に部下一同に代り答辭を呈し併て敬意を表す

第十一師團長

平和克復を期として今回貴院の我陸海軍に對し鄭重なる感謝の意を表せられたるは最も光榮とする所なり本職は玆に部下團隊並第十一師管在鄉軍人を代表し深厚なる謝意を表す

第十八師團長

貴衆兩院の鄭重なる謝辭に對し師團を代表し謹て感謝の意を表す

第十九師團長

今回貴族院並衆議院より懇懃なる稱辭に接し誠に歡喜の至に堪へす玆に部下一同を代表して滿腔の謝意を表す

近衞師團長

鄭重なる謝辭を寄せられ感佩の至に堪へす玆に部下一同に代り深厚なる謝意を表す

一昨二十八日大岡議長宛左の謝電を受領せり

第十二師團長

當師出征の勞に對し懇篤なる謝意を寄せられ一同感激に堪へす將來益々拮据勵精以て奉公の誠を致し貴院の期待に背かさらむことを期す玆に團下將卒一同を代表し感謝の意を表す

第十六師團長

貴衆兩院より我出征部隊に對し感謝狀を致されたる段感激に堪へす一同益々奮て大任を竭さむことを期す

第四師團長

貴院の決議による丁重なる謝辭に對し部下一同を代表し深厚なる謝意を表す

練習艦隊司令官堀内三郎

國威を宣揚せる大戰の終局に當り御懇篤なる貴院の謝辭を忝うし感荷に堪へす部下一同を代表し深厚の謝意を表す

一去二十六日豫算委員理事補闕選擧の結果左の如し

豫算委員理事河崎助太郎君（理事今井嘉幸君補闕）

一去二十六日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第一部

決算委員　杉山東太郎君（森秀次君補闕）

第三部

請願委員　牧口義矩君（竹村良貞君補闕）

第五部

豫算委員　大林森次郎君（堀尾茂助君補闕）

請願委員　行德健男君（尾越辰雄君補闕）

第七部

決算委員　大森與三次君（横山孝史君補闕）

○議長（大岡育造君）　是より會議を開きます、諸問事項があります、第一部選出豫算委員富島暢夫君・第六部選出豫算委員本田恒之君、第三部選出請願委員毛里安太郎君、右常任委員辭任の申出がありました、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　此部の諸君は速に補闕選擧の上屆出あらんことを希望致します、尙ほ河野微志君より病氣の爲め、三十日より十日間請暇の申出がありました、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ之を許可致します日程第一より第十四までは、便宜上一括議題と爲すに御異議はありませぬか

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ、一括して議題と致します、第一所得稅改正法律案、第三所得稅法の施行に關する法律案、第五酒造稅法中改正法律案・第七酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案、第九麥酒稅法中改正法律案、第十一明治四十一年法律第二十四號中改正法律案・第十三國債償還資金の繰入を爲さざることに關する法律案、右を一括議題に供します、大藏大臣。

第一　所得稅法改正法律案（政府提出）　第一讀會

所得稅法改正法律案

所得稅法

第一條　本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ本法ニ依リ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第二條　前條ノ規定ニ該當セサル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ所得ニ付テノミ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

一　本法施行地ニ資產又ハ營業ヲ有スルトキ

二　本法施行地ニ於テ公債、社債、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子支拂ヲ受クルトキ

三　本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ヲ受クルトキ

第三條　所得稅ハ左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス

第一種

甲　法人ノ超過所得

乙　法人ノ留保所得

丙　法人ノ清算所得

丁　本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ本法施行地ニ於ケル資產又ハ營業ヨリ生スル所得

第二種

甲　本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子

乙　第一條ノ規定ニ該當セサル者ノ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配又ハ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與

第三種

第二種ニ屬セサル個人ノ所得

第四條　法人ノ所得ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ保險會社ニ在リテハ各事業年度ノ利益金又ハ剩餘金ニ依ル

前項ノ場合ニ於テ總益金中第二種ノ所得アルトキハ所得稅ヲ課セラレタルト否トヲ問ハス之ヲ控除セス保險會社ノ利益金又ハ剩餘金ノ計算ニ付亦同シ

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ所得ハ本法施行地ニ於ケル資產又ハ營業ニ付前二項ノ規定ニ準シ之ヲ計算ス

法人カ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

第五條　法人ノ各事業年度ノ所得カ同年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ八ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ超過所得トス

第六條　法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

前項計算ノ場合ニ於テ繰越缺損金アルトキハ其ノ各月末ニ於ケル金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算シ資本金額ヨリ控除ス

第七條　本法施行地ニ本店若ハ主タル事務所ヲ有セサル法人又ハ所得稅ヲ課スヘキ所得ト其ノ他ノ所得トヲ有スル法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第八條　本法ニ於テ積立金ト稱スルハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハス法人ノ所得中其ノ留保シタルモノヲ謂フ

第九條　法人ノ各事業年度ノ所得中積立金ト爲シタル金額ヲ以テ法人ノ留保所得トス

法人カ積立金ヲ減少シタルトキハ其ノ減少額ヲ塡補スルニ至ル迄其ノ後ノ各事業年度ノ留保所

得ニ付所得税ヲ課セス

積立金ヲ減少シタル法人カ合併ニ因リテ消滅シタルトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ付前項ノ規定ヲ適用ス但シ合併ノ際合併ニ因リ消滅シタル法人ノ積立金ヲ以テ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ノ株式金額又ハ出資金額ニ充當シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十條　法人解散シタル場合ニ於テ其ノ殘餘財産ノ價額カ解散當時ノ拂込株式金額、出資金額、積立金及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ清算所得トス

法人合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員カ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ取得スル株式ノ拂込濟金額又ハ出資金額及金錢ノ總額カ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ合併當時ノ拂込株式金額、出資金額、積立金及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算所得ト看做ス

第十一條　合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ所得ニ付所得税ヲ納ムル義務アルモノトス

第十二條　第二種ノ所得ハ其ノ支拂ヲ受クヘキ金額ニ依ル

第十三條　第三種ノ所得ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス

一　俸給給料歲費年金恩給退隱料及此等ノ性質ヲ有スル給與、營業ニ非サル貸金ノ利子並第二種ノ所得ニ屬セサル公債社債及預金ノ利子ハ其ノ收入豫算年額

二　田又ハ畑ノ所得ハ前三年間每年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ算出シタル收入豫算年額但シ前三年以來引續キ自作セス、小作セス又ハ小作ニ付セサル田又ハ畑ニ在リテハ近傍類地ノ所得ニ依リ算出シタル收入豫算年額

三　山林ノ所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額

四　賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額

五　法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額但シ無記名式ノ株式ヲ有スル者ノ受クル配當ハ同期間ニ於テ支拂ヲ受ケタル金額

六　前各號以外ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル收入豫算年額

法人ノ社員其ノ退社ニ因リ持分ノ拂戻トシテ受クル金額カ其ノ退社當時ニ於ケル出資金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ其ノ法人ヨリ受クル利益ノ配當ト看做ス株式ノ消却ニ因リ支拂ヲ受クル金額カ其ノ株式ノ拂込濟金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額亦同シ

第十四條　前條ノ規定ニ依リ算出シタル金額一萬二千圓以下ナルトキハ其ノ所得中俸給給料歲費年金恩給退隱料賞與及此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ十分ノ一、六千圓以下ナルトキハ同十分ノ二ニ相當スル金額ヲ控除ス

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戶主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第十五條　前二條ノ規定ニ依リ算出シタル金額三千圓以下ナル場合ニ於テ其ノ年四月一日現在ノ同居ノ戶主及家族中年齡十八歲未滿若ハ六十歲以上ノ者又ハ不具癈疾者アルトキハ其ノ所得ヲ有スル者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ左ノ各號ノ規定ニ依ル金額ヲ控除ス但シ第二條ノ規定ニ依ル納税義務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　所得千圓以下ナルトキ
　年齡十八歲未滿若ハ六十歲以上ノ者又ハ不具癈疾者　一人ニ付百圓

二　所得二千圓以下ナルトキ
　同　一人ニ付七十圓

三　所得三千圓以下ナルトキ
　同　一人ニ付五十圓

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戶主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ所得ヨリ控除セラルヘキ金額ハ各其ノ所得ニ按分シテ之ヲ計算ス

同一人ニシテ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トヲ有スル場合ニ於テハ前三項規定ニ依ル控除ハ先ツ山林以外ノ所得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ山林ノ所得ニ及フ

第一項ノ不具癈疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條　北海道府縣郡市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公共團體、神社、寺院、祠宇、佛堂及民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニハ所得税ヲ課セス

第十七條　第三種ノ所得ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニハ所得税ヲ課セス

一　軍人從軍中ノ俸給及手當

二　扶助料及傷痍疾病者ノ恩給又ハ退隱料

三　旅費學資金及法定扶養料

四　郵便貯金、産業組合貯金及銀行貯蓄預金ノ利子

五　營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得

六　日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ本法施行地外ニ於ケル資産、營業又ハ職業ヨリ生スル所得

七　乘馬ヲ有スル義務アル軍人カ政府ヨリ受クル馬糧、騾畜料及馬匹保續料

第十八條　勅令ヲ以テ指定シタル重要物産ノ製造業ヲ營ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ業務ヨリ生スル所得ニ付所得税ヲ免除ス

第十九條　第三種ノ所得六百圓ニ滿タサルトキハ所得税ヲ課セス第十四條及第十五條ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シタル爲六百圓ニ滿タサルニ至リタルトキ亦同シ

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戶主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第二十條　第一種ノ所得ニ對スル所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲　超過所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各税率ヲ適用ス

所得金額中資本金額ニ對シ年百分ノ八ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額	百分ノ一
同百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額	百分ノ三
同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額	百分ノ六
同百分ノ三十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額	百分ノ十

乙　百分ノ七、五

丙　百分ノ七、五

丁　百分ノ七、五

法人ノ事業年度末ニ於ケル積立金及其ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額カ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及之ニ代ルヘキ積立金ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ニ屬スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ對スル税率ハ百分ノ十五ト、但シ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ二十分ノ一ニ相當スル金額以内ノ金額ニ付テハ其ノ税率ハ百分ノ七、五トス

第二十一條　第二種ノ所得ニ對スル所得税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲　公債ノ利子　百分ノ二
　其ノ他　百分ノ三

乙　百分ノ七、五

第二十二條　第三種ノ所得ニ對スル所得税ハ所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス但シ山林以外ノ所得ト其ノ他ノ所得トハ之ヲ區分シ各別ニ税率ヲ適用ス

八百圓以下ノ金額	百分ノ一
八百圓ヲ超ユル金額	百分ノ一、五
千圓ヲ超ユル金額	百分ノ二
千五百圓ヲ超ユル金額	百分ノ三
二千圓ヲ超ユル金額	百分ノ五
三千圓ヲ超ユル金額	百分ノ七
五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ九
七千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十一
一萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十三
一萬五千圓ヲ超ユル金額	百分ノ十五
二萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十七
三萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ十九
五萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十一
十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十三
二十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十五
五十萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ二十七
百萬圓ヲ超ユル金額	百分ノ三十二

二百萬圓ヲ超ユル金額ハ其ノ百萬圓迄每ニ遞次百分ノ三ヲ加ヘ百分ノ五十ニ至リテ止ム

前項ノ場合ニ於テ戸主及其ノ同居家族ノ所得金額ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ對シ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ所得金額ニ按分シテ各其ノ税額ヲ定ム戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得金額ニ付亦同シ

第二十三條　第一種ノ所得ニ付納税義務アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ財産目錄、貸借對照表、損益計算書又ハ清算若ハ合併ニ關スル計算書並第四條乃至第十條ノ規定ニ依リ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附シ其ノ所得ヲ政府ニ申告スヘシ但シ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ關スル損益ヲ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附スヘシ

前項ノ規定ハ第一種ノ所得ニ付所得税ヲ課セラルヘキ法人ニ付其ノ所得ナキ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條　第三種ノ所得ニ付納税義務アル者ハ每年四月中ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ政府ニ申告スヘシ

第十五條ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケムトスル者ハ前項ノ申告ト同時ニ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ申請書ヲ提出スヘシ

第二十五條　第一種ノ所得金額ハ第二十三條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ第三種ノ所得金額ハ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員會閉會後第三種ノ所得ヲ有スル者納税義務アルコトヲ申出テ又ハ納税義務者所得金額ノ增加アルコトヲ申出テタルトキハ政府ニ於テ其ノ所得金額ヲ決定ス

第二十六條　税務署長ハ每年第三種ノ所得ニ付納税義務アリト認ムル者ノ所得金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ所得調査委員會ニ送付スヘシ

第二十七條　各税務署所轄内ニ所得調査委員會ヲ置ク但シ税務署所轄内ニ在ル市又ハ北海道、沖繩縣ノ區ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ所得調査委員會ヲ置クコトヲ得

調査委員ノ定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム但シ定數ノ增減ハ改選期ニ於テスルノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

第二十八條　調査委員ハ各選擧區ニ於テ之ヲ選擧ス調査委員ヲ選擧スルトキハ同時ニ之ト同數ノ補闕員ヲ選擧スヘシ

第二十九條　調査委員及補闕員ノ選擧區域ハ所得調査委員會ヲ置クヘキ區域ニ依リ投票區及開票區ハ市町村又ハ北海道、沖繩縣ノ區ノ區域ニ依ル但シ市制第六條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ニ在リテハ區ノ區域ニ依ル

第三十條　選擧區域内ニ住居シ前年第三種ノ所得税ヲ納メ其ノ年第二十四條ノ申告ヲ爲シタル者ニシテ選擧人名簿ニ登錄セラレタルモノハ調査委員及補闕員ヲ選擧シ又ハ調査委員若ハ補闕員ニ選擧セラルルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一　無能力者

二　破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨濟ヲ了ヘサル者

三　國税滯納處分ヲ受ケタル幾一年ヲ經サル者

四　六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者

五　六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

六　第七十五條乃至第七十七條ノ規定ニ依リ處罰セラレタル後五年ヲ經サル者

前項ノ場合ニ於テ被相續人ノ爲シタル納税又ハ申告ハ其ノ相續人ノ納税又ハ申告ト看做ス

選擧人名簿ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條　投票及開票ニ關スル事務ハ市町村長又ハ戸長之ヲ擔任シ選擧會ニ關スル事務ハ税務署長之ヲ擔任ス

第三十二條　税務署長ハ調査委員及補闕員ノ選擧期日ヲ定メ之ヲ市區町村長又ハ戸長ニ通知スヘシ市區町村長又ハ戸長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選擧期日七日前其ノ旨ヲ公示スヘシ

第三十三條　選擧ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ調査委員及補闕員ノ各選擧ニ付一人一票ニ限ル選擧人ハ選擧ノ當日投票時間内ニ自ラ投票所ニ至リ被選擧人各一人ノ氏名ヲ各別ノ投票用紙ニ記載シテ投票スヘシ

投票用紙ハ選擧ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選擧人ニ交付ス

第三十四條　市區町村長又ハ戸長ハ投票ヲ調査シ直ニ其ノ結果ヲ税務署長ニ報告スヘシ

第三十五條　税務署長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ選擧會ヲ開キ之ヲ調査スヘシ

第三十六條　投票、開票及選擧會ニハ立會人ヲ立會ハシムヘシ

立會人ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十七條　投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス投票ノ數同シキトキハ年齡多キ者ヲ取リ年齡同シキトキハ抽籤ヲ以テ定ム

調査委員ニ當選シタル者同時ニ補闕員ニ當選スルモ補闕員タルコトヲ得ス

第三十八條　調査委員及補闕員ノ選擧終了シタルトキハ税務署長ハ當選人ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ當選人及市區町村長又ハ戸長ニ通知スヘシ

市區町村長又ハ戸長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ

第三十九條　調査委員又ハ補闕員ニ當選シタル者ハ正當ノ事故ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四十條　調査委員及補闕員ノ任期ハ選擧期日ノ屬スル月ヨリ四年トス但シ選擧區域ニ變更ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ任期ハ選擧區域ニ變更ヲ生シタル日ノ屬スル月ヲ以テ終了スルモノトス

第四十一條　調査委員及補闕員ノ改選ハ前任者ノ任期終了ノ月ノ翌月ニ於テ之ヲ行フ

第四十二條　調査委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ投票ノ最多數ヲ得タル補闕員ヨリ順次之ヲ補充シ投票ノ數同シキトキハ年齡多キ者ヲ取リ年齡同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

調査委員ニ闕員ヲ生シ之ヲ補充スヘキ補闕員ナキトキハ調査委員ノ補闕選擧ヲ行フ

第四十三條　前條ノ規定ニ依リ調査委員又ハ補闕員ト爲リタル者ハ前任者ノ殘任期間在任ス

選擧區間ノ變更ニ因リ新ニ選擧セラレタル調査委員及補闕員ノ任期ハ選擧區域變更前ニ於ケル調査委員及補闕員ノ選擧期日ノ屬スル月ヨリ四年ヲ以テ終了ス

第四十四條　調査委員又ハ補闕員第三十條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ、第三種ノ所得ニ付納税義務ヲ有セサルニ至リタルトキ又ハ其ノ選擧區域内ニ住居セサルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第四十五條　所得調査委員會ノ開會日數ハ三十日以内トシ地方ノ情況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條　所得調査委員會ハ税務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第四十七條　所得調査委員會ハ每年開會ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ會長ヲ選擧スヘシ

第四十八條　所得調査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス

議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第四十九條　調査委員ハ自己及自己ト同一戸籍内ニ在ル者ノ所得ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第五十條　八月三十日迄ニ所得調査委員會成立セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

所得調査委員會開會ノ日ヨリ第四十五條ノ期間内又ハ八月三十日迄ニ調査終了セサルトキハ政府ニ於テ調査未濟ノ所得金額ヲ決定ス

第五十一條　政府ハ所得調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ七日以内ノ期間ヲ定メ之ヲ再調査ニ付ス仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再調査期間内ニ調査終了セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス

第五十二條　税務署長又ハ其ノ代理官ハ所得調査委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第五十三條　調査委員ニハ手當及旅費ヲ給ス

第五十四條　本法施行地ニ於テ利子支拂ヲ爲スヘキ公債又ハ社債ヲ募集シタル者ハ遲滯ナク其ノ公債又ハ社債ニ付左ノ事項ヲ記載シタル調書ヲ政府ニ提出スヘシ

一　公債又ハ社債ノ名稱及其ノ總額

二　利子支拂期限及利率

三　償還ノ方法及期限

四　數回ニ分チテ拂込ヲ爲サシムルトキハ其ノ拂込ノ金額及時期

第五十五條　第三種ノ所得ニ屬スル俸給給料歳費年金恩給退隱料賞與若ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ノ支拂ヲ爲ス者又ハ利益若ハ利息ノ配當若ハ

剩餘金ノ分配ヲ爲ス法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ支拂調書ヲ政府ニ提出スヘシ

前項ノ支拂調書ヲ提出シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル金額ヲ交付スルコトヲ得

第五十六條　稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者、納稅義務アリト認ムル者又ハ前條第一項ノ支拂調書ヲ提出スル義務アル者ニ質問スルコトヲ得

第五十七條　稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ金錢又ハ物品ヲ支拂フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ對シ其ノ金額、數量、價格又ハ支拂期日ニ付質問スルコトヲ得

第五十八條　第二十五條、第五十條又ハ第五十一條ノ規定ニ依リ第一種又ハ第三種ノ所得金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

本法施行地內ニ住所又ハ居住ヲ有セサル納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲ササルトキハ前項ノ通知ハ公告ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ其ノ通知アリタルモノト看做ス

第五十九條　納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル所得金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日內ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ稅金ノ徵收ヲ猶豫セス

第六十條　前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得審査委員會ハ前條第一項ノ請求ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ所得ニ關スル事實ヲ質問スルコトヲ得

第五十一條ノ規定ハ所得審査委員會ノ決議ニ之ヲ準用ス

第六十一條　各稅務監督局所轄內ニ所得審査委員會ヲ置ク

所得審査委員會ハ左ノ審査委員ヲ以テ之ヲ組織ス

一　收稅官吏中ヨリ大藏大臣ノ命シタル者三人

二　稅務監督局所轄內各府縣又ハ北海道ニ於テ調査委員ノ互選シタル者府縣ニ在リテハ各一人、北海道ニ在リテハ四人

所得審査委員會、審査委員及其ノ補缺員ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十二條　調査委員ヨリ選擧セラレタル審査委員ニハ日當及旅費ヲ給ス

第六十三條　第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者收入豫算年額四分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ政府ニ所得金額ノ更訂ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ一月三十一日ヲ過キタルトキハ此ノ限ニ在ラス

所得金額決定後贈與ヲ爲シタル爲所得金額ヲ減損シタル場合ニハ前項ノ規定ヲ適用セス、

第六十四條　前條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ所得金額ヲ查覈シ收入豫算年額ニ對シ四分ノ一以上ノ減損アルトキハ之ヲ更訂ス

第六十五條　納稅義務者第六十條ノ決定又ハ前條ノ更訂處分ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第六十六條　第一種ノ所得ニ付テハ事業年度每ニ所得稅ヲ徵收ス但シ清算所得ニ付テハ清算又ハ合併ノ際之ヲ徵收ス

第二種ノ所得ニ付テハ其ノ金額支拂ノ際支拂者其ノ所得稅ヲ徵收シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムヘシ第三種ノ所得ニ付テハ所得稅ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ於テ之ヲ徵收ス但シ納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲サスシテ本法施行地外ニ住所又ハ居住ヲ移ストキハ直ニ其ノ所得稅ヲ徵收スルコトヲ得

第一期　其ノ年九月一日ヨリ三十日限

第二期　其ノ年十一月一日ヨリ三十日限

第三期　翌年一月一日ヨリ三十一日限

第四期　翌年三月一日ヨリ三十一日限

第六十七條　前條第二項ノ規定ニ依リ徵收スヘキ所得稅ヲ徵收セサルトキ又ハ其ノ徵收シタル稅金ヲ納付セサルトキハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ支拂者ヨリ徵收ス

第六十八條　法人解散シタル場合ニ於テ清算所得ニ對スル所得稅又ハ前條ノ規定ニ依リ徵收セラル、稅金ヲ納付セスシテ殘餘財產ヲ分配シタルトキハ其ノ稅金ニ付清算人連帶シテ納稅ノ義務アルモノトス

第六十九條　第六十三條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ハ更訂處分ノ確定スルニ至ル迄稅金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第七十條　第三種ノ所得ニ付二以上ノ稅務署管內ニ於テ所得金額ノ決定アリタルトキハ政府ハ納稅義務者ノ住所地以外、住所ナキトキハ居住地以外ニ於ケル所得金額ノ決定ヲ取消スヘシ

第七十一條　第三種ノ所得ニ對スル所得稅ハ納稅義務者ノ住所地、住所ナキトキハ居所地ヲ以テ納稅地トス但シ住所地以外ニ在ル者ハ申告シテ居所地ニ於テ所得稅ヲ納ムルコトヲ得

本法施行地ニ住所及居所ナキ者ハ納稅地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ申告ナキトキハ政府其ノ納稅地ヲ指定ス

第七十二條　納稅義務者納稅地ニ現住セサルトキハ其ノ所得ノ申告、納稅其ノ他所得稅ニ關スル一切ノ事項ヲ處理セシムル爲納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ

本法施行地外ニ住所又居住ヲ移サムトスルトキ亦同ジ

第七十三條　第一種、又ハ第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者第二十三條又ハ第二十四條ノ規定ニ依ル申告ヲ爲サザルトキ又ハ政府ニ於テ不相當ト認ムル申告ヲ爲シタルトキハ政府ハ理由ヲ示シ期間ヲ定メテ申告又ハ其ノ訂正ノ催告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ催告ヲ受ケタル者期間內ニ申告ヲ爲サス又ハ申告ヲ相當ニ訂正セサル場合ニ於テハ稅務署長又ハ其ノ代理官ハ其ノ所得ニ關スル帳簿物件ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ政府ハ其ノ決定シタル所得金額及申告ニ依ル所得金額ニ付各別ニ算出シタル稅金ノ差額ノ五割ニ相當スル金額及催告ニ關スル費用ヲ納稅義務者ヨリ徵收スルコトヲ得

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ所得ノ申告ナキトキハ第一種ノ所得ニ在リテハ無所得ノ申告、第三種ノ所得ニ在リテハ所得金額六百圓ノ申告アリタルモノト看做ス

法人解散シタル場合ニ於テ第三項ノ規定ニ依リ徵收セラルル金額ヲ納付セスシテ殘餘財產ヲ分配シタルトキハ清算人連帶シテ之ヲ納付スルノ責ニ任ス

第三項及前項ノ規定ニ依リ徵收スル金額ハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ徵收ス

第七十四條　納稅義務者第五十九條第一項ノ請求ヲ爲シタルトキ又ハ訴願若ハ行政訴訟ヲ提起シタルトキハ其ノ決定、裁決又ハ判決アル迄同條第三項ノ規定ニ依リ徵收スル金額ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第七十五條　詐僞其ノ他不正ノ行爲ニ因リ所得稅ヲ逋脫シタル者ハ其ノ逋脫シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出テタル者ハ其ノ罪ヲ問ハス

前項ノ場合ニ於テ第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ逋脫シタル者ノ所得金額ハ第二十五條第一項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ之ヲ決定シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス

第七十六條　正當ノ事由ナクシテ第五十五條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ提出スヘキ支拂調書ヲ提出セス若ハ不正ノ記載ヲ爲シタル支拂調書ヲ提出シタル者又ハ第七十三條第二項ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ檢査ヲ拒ミ若ハ妨ケタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者ニ對シテハ其ノ提出ニ係ル支拂調書ニ付第五十五條第二項ノ規定ニ依ル金額ヲ交付セス

第七十七條　所得ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得タル祕密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十八條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヰス但シ前條ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附　則

本法ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三種ノ所得ニ付テハ大正九年分所得稅ヨリ之ヲ適用ス

所得稅法ニ依リ所得稅ヲ課セラレタル法人又ハ所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ所得稅ヲ免除セラレタル法人ノ本法施行前ニ終了シタル各事業年度分ニ屬スル第十三條第一項第四號及第五號ノ所得其ノ他本法施行前ニ於ケル第十三條第一項第四號ノ所得ニ付テハ本法ヲ適用セス。

本法施行前ニ終了シタル法人ノ各事業年度分ノ所得ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル
法人ノ超過所得ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ大正十年三月三十一日ニ至ル間ニ終了スル各事業年度分ノ超過所得ニ限リ本税ノ十五割ヲ增徵ス
大正九年一月一日以後ニ於テ法人ノ事業年度ノ期間ニ變更アリタルトキハ前項ニ該當スル舊事業年度ノ期間內ニ始期又ハ終期ヲ有スル各事業年度分ノ超過所得ニ付本法ニ依リ所得税ヲ課シ仍本税ノ十五割ヲ增徵ス
所得調査委員及所得審査委員ニ關シテハ大正十五年五月一日迄ハ仍從前ノ規定ニ依ル
從前ノ規定ニ依ル所得調査委員、補缺員及所得審査委員ノ任期ハ前項ノ期日ヲ以テ終了ス
所得税法ハ當分ノ內小笠原島伊豆七島ニ之ヲ施行セス

第三　所得税法の施行に關する法律案（政府提出）　第一讀會

所得税法ノ施行ニ關スル法律案

（本案は本卷一四九九頁貴族院議事中に揭載せるを以て再揭の煩を避く）

第五　酒造税法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

酒造税法中改正法律案

酒造税法中左ノ通改正ス
第一條ノ五第二項ヲ左ノ如ク改ム
左ニ揭クルモノハ味淋ト看做ス
一　前項原料ノ外味淋粕又ハ水ヲ混和シ濾過シタルモノ
二　味淋又ハ味淋ト看做シタルモノヲ粕漉シタルモノ
第一條ノ六中「若ハ甘酒」ヲ、「甘藷若クハ味淋粕」ニ改ム
第四條第一項ヲ左ノ如ク改ム
酒類ヲ製造スル者ニハ其ノ造石數ニ應シ左ノ割合ヲ以テ造石税ヲ課ス
第一種　酒精分二十三度以下ノ淸酒濁酒及白酒及酒精分二十度以下ノ味淋燒酎
一石ニ付　三十三圓
第二種　酒精分三十度ヲ超エ四十五度以下ノ燒酎
一石ニ付　前號ノ金額ニ酒精分三十度ヲ超ユル一度每ニ一圓二十五錢ヲ加ヘタル金額
第三種　酒精分二十三度ヲ超ユル淸酒濁酒白酒酒精分三十度ヲ超ユル味淋及酒精分四十五度ヲ超ユル燒酎
一石ニ付　酒精分一度每ニ一圓五十錢
第五條中「濁酒ニ在リテハ一石ニ付二十圓、淸酒又ハ燒酎ニ在リテハ一石ニ付二十二圓」ヲ「一石ニ付三十圓」ニ改ム
第八條ノ二　同一製造場內ニ於テ酒類ヲ製造スルカ爲原料トシテ使用スル酒類ニハ造石税ヲ課セス
前項ノ原料用酒類ハ製成ノ時石數ノ檢定ヲ受クルコトヲ要ス
第十條ニ左ノ一項ヲ加フ
第八條ノ二ニ依リ檢定シタル酒類前項各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ檢定石數ヲ以テ査定石數トシ造石税ヲ課ス
第十三條中「金四圓」ヲ「十圓」ニ改ム

附　則

本法ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十三條ノ改正規定ノ適用ニ付テハ大正九年九月三十日迄仍從前ノ例ニ依ル

第七　酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案

（本案は本卷一四五〇頁貴族院議事中に揭載せるを以て再揭の煩を避く）

第九　麥酒税法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

麥酒税法中改正法律案

（本案は本卷一四五〇頁貴族院議事中に揭載せるを以て再揭の煩を避く）

第十一　明治四十一年法律第二十四號中改正法律案（政府提出）　第一讀會

明治四十一年法律第二十四號中改正法律案

（本案は本卷一四五〇頁貴族院議事中に揭載せるを以て再揭の煩を避く）

第十三　國債償還資金の繰入を爲さざることに關する法律案（政府提出）　第一讀會

國債償還資金ノ繰入ヲ爲サヽルコトニ關スル法律案

（本案は本卷一五一二頁貴族院議事中に揭載せるを以て再揭の煩を避く）

〔國務大臣男爵高橋是淸君登壇〕
〔拍手起る〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君）　唯今議題となりましたる諸案に就きまして、御紹介の爲め大體の説明を致します、今回提出したる所得税法改正法律案に就きましては、豫算説明の際、一應申述べて置きましたが、尙ほ其要領を説明致します、所得税法改正法律案の骨子と致します所は、第一に從來は法人の所得に就ては、所謂漸進課税の主義を執つて居りました、各法人に對して課税を致し、之が配當を受けたる個人には、其の配當金所得に就ては何等の課税をも致さなかつたのでありますが、斯くては大小所得者の合に、負擔の權衡を得ざることが著しくあります、それ故其の配當金に就ては、他の所得と共に之を個人に綜合して、第三種所得税を課することと致しました、併し法人の配當金に對し、之を受けたる個人に綜合して、第三種の所得税を課するに止めまして、他に何等の課税を致さないときは、多額の社內保留を爲す法人と然らざる法人とに依り、課税の不均衡を生じますが故、法人の社內保留金に對しましても、相當課税することに致しました、又法人の所得が其の運用資本に對して一定の利廻を超過致しまするときは、其の超過額に對しましても、相當課税することと致しました、第二には勤勞所得者に對しましては、從來收入金額の十分の一を控除することとなつて居りましたが、改正案に於ては、總所得六千圓以下を所得者に對しては、其中の勤勞所得に就て十分の二を控除することと致し、又一萬二千圓までは、現行通り其十分の一を控除することと致し總所得一萬二千圓を超ゆる所得者に對しては、特に負擔を輕減するの必要なきものと認め全然控除を致さないことと致したいのであります、第三には幼者老者、及不具癈疾者の多少は、納税者特に少額所得者の擔税力に著しき影響あるは勿論でありますが故に、所得金額三千圓以下の所得者に對しましては、其數に應じ一定金額を所税金額より控除することとして、其控除すべき金額も亦一々差等を設けました即ち其人の所得が千圓以下なるときは、是等の人員一人に付百圓、二千圓以下なるときは一人に付七十圓、三千圓以下なる時は一人に付五十圓と云ふ風に特別に所得金額を遞減して課税することと致しました、第四には課税最低限は大正七年に於いて本法を改正せる際、四百圓を五百圓に引上げましたが、今回更に百圓を高め之を六百圓として、戰爭前に對して結局五割を高めました、本改正案に於ては、唯今申述べましたる如く、一方に於て勤勞所得の控除額を增加し、又幼者老者等の人員に應じ一定の金額を控除しましたる結果課税最低限、即ち取得金額六百圓未滿となりましたときは、納税義務なきものと致しましたから、實際に於ては千圓若くはそれ以上の所得者に在つても免税となる者も尠くないのであります、尙ほ後段に於て説明致しまする通り、少額所得者に對しましては、大に税率を低めましたるが故に、本改正案に於ては、頗る少額所得者の負擔を輕減したる次第であります、第五には税率に關する事であります、税率に就ては、從來最低千分の三十即ち百分の三より、最高の千分の三百、即ち百分の三十に至る超過累進率と致して、所得金額二十萬圓を超える金額に對しては、總て最高率を適用することとなつて居りましたが、改正案に於ては、最低を百分の一、即ち現行法の三分の一と致し、最高を百分の五十まで累進することと致しました、尤も右税率は超過累進率でありまして、一定の金額を超える部分に對してのみ、各々其の税率を適用するのであります、第六には銀行定期預金利子に對し、新たに第二種所得税を課することと致しました、是は從來第三種所得として、課税することになつて居りましたが、實際上に於ては、預金利子の所得を申告せざる者が多い、銀行者も亦其預金の內容を示すことを厭ひますが故に、課税が十分に行はれないで居るのであります、斯う云ふ現狀であります、然れども銀行に定期預金を爲すが如き者は、多くは擔税力の比較的ある者であります、然るに事實上殆ど之に課税し得ざるが如きは、負擔の公平を失するが故に、是は課税上の便宜手段を攻究して、第二種所得として其利子支拂の際に徵税することと致しました、第七には山林の所得の計算に就て、現行法に於ては、法文上山林伐採の所得に對し、課税すべき規定でありまするが爲め、立木の儘賣却したる者に就ては、假令如何に多額の所得がありましても、課税すべきも

のに至すとの、行政[illegible]所[illegible]法[illegible]を生じましたが爲めに、從[illegible]して[illegible]したるものと、立木の[illegible]したるものとの[illegible]に、[illegible]上[illegible]しき不權衡を來すことになつて居ります、併ながら立木の伐[illegible]賣却せる場合と雖も、[illegible]も所得である以上は其の所得に課税すべきは當然の事と存じますが故に、此の趣旨に改正するの要あると同時に、山林の所得は通例長き年月を經て、漸く所得を生ずべき特殊のものであるに拘らず現行法の如く、之れを山林以外の所得と合算して累進税率を課するときは、苛酷なる結果を生じ、不穩當であると考へまする、そこで改正案に於きましては特に之れを他の所得と區別して、各別に税率を適用することと改めました、第八には所得調査委員の選擧方法でありますが、現行法の間接選擧の方法は、選擧の手續上幾分の便宜もありますが、又調査委員の輿望等に就ては、不便も少なからざるやうでありますす、それ故に之を直接選擧に改めて、同時に單記無記名の制度と致しました、又調査委員の選擧に就きましても、從來の規定が多少不便でありましたから、調査の機能を十分に發揮し得べきことに是亦それぞれ改正を加へました、最後に以上に述べましたるが如く、所得税に就ては、略々根本に觸れて改正を加へましたが、是等の改正と共に大に考慮しなければならない事は、此改正税法を圓滿に實行し、其效果を十分に發揮致さしめますには、納税者の誠實なる申告を待たねばなりませぬ、故に將來は國民一般に對し、一層誠實なる申告を爲すやう、特に希望して已まざる次第であります、然るにも拘らず、若し納税義務者が申告を致さないとか或は虛僞の申告を致しましたるときは、之に對しましてはそれぞれ適當なる手段を以て、反省を促して、尙ほ之に應ぜざるときは、嚴重なる制裁を加ふることゝ致しました、尙ほ此法律案に關聯致しまして、所得税に付き內地と植民地との間に於ける課税の重複を避くる爲め、別に相當の規定を要しますので、玆に所得税法の施行に關する法律案を提出致したる次第であります、次に酒造税法中改正法律案外三案に就て說明致します、酒造税法中改正法律案外三件に就て大體說明を致しますが、今回改正の必要に依つて酒税一般の税率を增加すると同時に、酒造税法に就て從來當業者が最も不便を感じつゝありました點に改正を加へました、尙ほ二三法文上の不備を補はんとするのであります、第一に酒類の税率は、大體に於て現在の一石二十三圓を十圓だけ引上げて、一石三十三圓とすることに致しました、尤も酒精分三十度を超ゆる燒酎に付きましては、其性質及市場取引の實狀に鑑み從來の種別課税を廢しまして、度數課税と爲すことに致しました、次に酒造税の納税保證物は、從來一石に付き四圓の割合でありまして、明治三十二年の酒税の税率一石十二圓の當時に定まりましたものが、其儘數次の是迄に增税が行はれましたにも拘らず、今日迄据置となつて居る其結果、改正税率に對しましては、僅に八分の一乃至十三分の一にした當らないことゝなり、殆ど保證の價値が無いことになりまして、不相當と認めますので、此際之を一石十圓に引上げることを必要と認めた次第であります、次に酒精及酒精含有飲料税法並に麥酒税法中の改正は、何れも單に酒造税率の改正に伴ふ税率の改正のみに止まるものでありまして、酒精及酒精含有飲料は、酒精分一度每に税率一圓を一圓五十錢と改め、麥酒は一石十二圓を十八圓に改めんとするのであります、次に明治四十一年法律第二十四號中の改正は、從來沖繩縣、及東京府小笠原島、伊豆七島の酒造税率は、內地の三分の一でありましたが、沖繩縣は近來民度昂進し、既に他の諸税法も殆と全部內地と同樣に施行したのでありますから、特に酒税に限り、之を低減するの理由がないばかりでなく沖繩縣に於ては、近來糖蜜を原料とする酒精含有飲料の製造が、中々盛んになつて來て殖えて參りましたから、酒精含有飲料に對しては、全然內地同樣の課税をして居りまする、之に對する權衡上、酒造税も亦內地同樣と爲すを相當と認めました、之と同樣に沖繩縣酒類出港税は、其必要が無くなりますから之を廢止せんとするのであります、最後に日程十三國債償還資金の繰入を爲さざる事に關する法律案に就て說明を致します、國防の充實に關する新規計畫の財源に充當する爲め、大正九年度以降一時國債償還基金の繰入を停止するの計畫は、既に總豫算提出に際して申上げた通りであります、然るに御承知の通り、每年度國債償還資金の繰入を要することは、國債整理基金特別會計法の明定する所でありまするが故に、右の計畫を實行する爲めには、該法律の規定を改正するの必要がある次第であります、併し此繰入停止は全く一時的のことでございまする、それでありますから、國債整理基金特別會計法を改正せずに、單行法を以て此點を規定したいと考へます、仍て本法案を提出したる次第でございます、現在の豫算計畫に於きましては、大正十三年度以降、優に之を復活するの餘裕を生じまするが故に、大正九年度より大正十二年度に至る四箇年間に、元金償還資金の繰入を爲さざることを得ることゝ致しました、尤も此期間に於きましても、歲計上餘裕を生じたる場合は、元金償還資金に繰入を爲す考でございます御審議の上速に御協贊あらんことを切望致します。

○頼母木桂吉君 議長。

○議長(大岡育造君) 通告があります、高木益太郎君。

〔高木益太郎君登壇、拍手起る〕

○高木益太郎君 大藏大臣の御演說に對しまして、數點伺ひたい事がございます、惡税の改廢と云ふことに就ては、國民は多年其實行を期待して居りまして、山本內閣の時でありましたか、現大藏大臣も同情を表せられて、營業税外數種の税目に就て、大分御奮發になつたことは、本員の記憶に於て最も深く刻んで居る所であります、其際に若し廢することが出來るならば、營業税の如きは三回に分けて、廢してやりたいものだと云ふやうな御話も承りました其外通行税等、各種の税目に就て惡税が多いのでありまするから、是は何とか適當なる改廢の政策を御執りになることであらうと、吾々は期待して居つた、併ながら何分戰爭中のことでありまするから、此點に於ける御要求も、聊か遠慮して居つたのであります、固より今回の增税の提案は、國防充實の爲めであると云ふ御仰せでありまするから、吾々國民として、國防充實の爲めの費用の支出は、少しも惜まぬのであります眞に必要である費用であるならば、金錢問題ではない、生命までも國家の爲めに犧牲に供しやうと云ふ、我が大和民族でありますからして、何ぞ租税の如きを惜む理由は無いのであります、併ながら增税の提案が國民の一部階級に重激なる負擔を與へ、他の一部階級に向つて寬大なる取扱に出ると云ふやうなことでありますると云ふと、吾々國民代表の一人として、租税の負擔は均衡を得なければならぬ次第でありますから、其點に就て十分に政府に提案の趣意を御質ししなければならぬ職責を持つて居る次第であります、そこで第一に御尋をしなければならぬのは、今回[illegible]改正さ、[illegible]に[illegible]らずして、單に其一局部に止つたのは[illegible]であるか、是は[illegible]政會の[illegible]、[illegible]大臣に御尋があつた時に、總理大臣[illegible]に[illegible]と云ふと平和克復の問題は別として、經濟界[illegible]の時期であるから控へたと云ふやうな御答辯を伺つたのでありますが、是は政府の方から見ては、經濟界の動搖は特に注意しなければならぬ時代でありまするけれども又國民、即ち納税者の側から考へて見ると此增税案が物價騰貴して居る時期、即ち紙幣の購買力の少い時に出て、一つの税率が決まることであると云ふと、不斷の時ならば別段のことでありますけれども、經濟界動搖の時期であるからして、若し物價が低落して、紙幣の購買力が強い時になりますと云ふと、率が同一であるけれども、其實質に於ては、國民の負擔が重くなり、非常に痛苦を感ずるのであります、丁度前の西園寺內閣の時に、私は山本農商務大臣に對して、米は一石幾らが適當であらうかと云ふことを、質問をしたことがある、其時に山本農商務大臣は、一石先づ十七圓位が適當だらうと云ふ仰せがあつた、所が今日は三等米が一圓に付一斗五六合此間まで一石六十圓前後に上つて居る、そこで同じ税率であつても、紙幣の購買力と云ふものの少ない時に税率を決めると、此經濟界の動搖が止んで物價が低落をして來ると云ふと、國民の實質上の負擔力から云ふと、數倍の負擔を重ねることになる、政府の方から言へば、總理大臣の言はれるやうな觀察があるが、納税者の方から見ると、斯る場合に於て税率を決めると云ふことは、物價の低落の時に於ては、非常に困難を重ねる譯である、此點に就て政府の考はどう云ふものであらうか、殊に先頃府下の各新聞の記事を見ますると、大藏次官の談話として現在の税法の儘で、確に三倍の徵税が出來ると云ふ話が載つて居りました、是は諸君も御覽になつたことであらうと思ふ、現在の税法の儘で三倍の徵税が出來るものならば、何の必要があつて、增税案を玆に提案せられたのであるか、又例へば此間織物税の負擔の上に於て、議會の協贊を經ずして、實際の上に於ては五割の增收の計畫を實行しやうと云ふので大分紛議が起つた、議會に於ては曾て織物税に就ては、十分の一の課税を議決して居る、併し其の負擔はどう云ふ程度で居るのであるか、百分の何分何厘

の負擔をさせて居るのであるか、議會に諮らずして實際に徵税の局に當つて居る者が、五割の增收が出來ると云ふことであつたならば、百分の十と云ふ税率は、どう云ふ所に在るのでありますか、さうすれば税率と云ふものは、唯だほんの議會に示すだけであつて、之を實際に當ると云ふと、百分の十を取る場合もあれば、百分の三を取る場合も、百分の五を取る場合もあると云ふことになる、取られる所の國民は違つたものでない、徵税官の認定、税務官の手心如何に依る、税率はちやんと諸君の協賛を經て決まつて居るが、徵税官其人の見込如何に依つて勝手に徵税せられる、是が甚だどうも偏頗不公平たることを免れぬ、それ故に大藏次官が現在のものを其儘にして、三倍の徵税力を持つて居ると云ふことならば、何も增税案を出さぬで御遣りになつて然るべき次第でないか、三倍の徵税力があるならば、茲に增税案を出さなくても、大藏大臣が税務監督局長に命じ、税務監督局長は税務署長に命じ税務署長は部下の、税務吏に命じて、さうしてやりさへすれば、確に徵税が出來る譯でないか、別に新聞記事の取消も出て居らぬのでありますから、三倍の徵税力があると云ふ話は、確に税のことに就ては「オーソリチー」である所の、大藏次官が仰しやつた事であらうから、間違なからうと思ふ、さうすれば何の必要あつて、增税案を御出しになつたか伺ひたい、又大藏大臣は何故地租に手を付けないか、今日國民の内で商工業者の負擔は二割で農民は七割である、一番此地租の問題は、關係が重大なものである、此重大なるものに何故に手を付けないのであるか、或は是は大藏大臣の御考は、地方の財源に供しやうと云ふ御考であるか、即ち今日に六大都市を見ると云ふと、どの都市と雖も、何億萬圓を要する都市改良計畫を實行しなければならぬ、道路を見ても、どうも實に日本の都市の體面を損するやうな有樣である、右を見ても左を見ても、爲さんとする計畫は、山の如くあつて、どう云ふ小さい市であつても——例へば京都市であつても、一億圓以上都市計畫に就て金が要ると云ふことは、諸君の御承知の次第である、其外地方に於て、教育費負擔の增加や何かで地方の爲すべき事が多いけれども地方税に就ては制限の法律があるから、如何共仕方がない、そこであるからして、大藏大臣は或に營業税であるとか、地租であるとか云ふ税は、之を地方財源涵養の爲めに、國庫が取らぬで地方に與へる、即ち今回之をやらぬと云ふものは、地方財源涵養の爲めに、地租營業税を地方の財源にする考で御遣りになつて居らぬのであるか、どうであるか、即ち獨逸の普魯西を見ても、是等の税は地方の財源にして居る、其外澤山さう云ふ政策を行つて居る國がある、即ち吾々も土地團體を代表して、昨年の夏大藏大臣の御手許に斯る税制整理案を出しました其税制整理の計畫の中には、確にさう云ふ案を大藏大臣の御覽に入れたのである、即ち地租なり、營業税なりを地方財源涵養の爲めに供し、之を國税にしない、さう云ふ意見を御執りになつて、今度地租營業税に手を付けて居らぬのであるか、或は又何か外に原因があるのであるか、今日農民が何億圓と云ふ平素よりは非常な收入を餘計取つて居る何等擔税力の上に於て農民は苦しむことがないのであるから、地租に手を付けなかつた理由が分らぬ、此點に就て十分なる御説明を仰ぎたい、又戰後經營としては、一層商工業の發達を圖らなければならぬ然るに商工業者は物を製造するときは營業税を課けられ、之を運搬するときに課けられ、之を倉庫に入れゝば倉庫で課けられ、資金を爲替で送れば爲替で課けられ、其品物が問屋に著けば問屋で著けられ、仲買で課けられ、小賣で課けられる、一つの物が關門を通過する度每に課けられる、左樣な惡税は何だと云へば即ち營業税である、而して日本と親密な關係を持つて居る佛蘭西はどうであるかと云ふと、此戰爭中に於て營業税を廢した「クレマンソー」が營業税を廢して、新に所得税を拵へた、獨逸の普魯西に於ては、二十年前に於て營業税を廢して居る、太平洋の向ふの亞米利加には營業税が無い、英吉利に營業税なるものが無い、唯だ所得税の内に於て、率が少しく他の業務の所得と違うだけである、是は所得があつて取るのであるから差支ない次第であるか英吉利に於ても無い、更に支那を見、印度を見てどうである、支那に於て釐金税は有るけれども、營業税なるものが無い、然らば支那と日本と商工業の上に競爭するのに、彼の營業者に向つて、營業税の負擔が無くして、我國の營業者に營業税の負擔があつて、どうして競爭が出來るのであるか、印度を見て營業税が有るか、營業税が無い、然るに我が帝國が此營業税を商工業者が負擔すると云ふものは不當である、今日四民平等の世の中、負擔の均衡を圖る時代に、官吏に官吏税なし、農民に農民税なくして、獨り商工業者が營業税の負擔をすることは何の爲めであるか、殆ど其理由を解することが出來ない、故に此國際關係上負擔と均衡と云ふ點から見て、營業税は存續すべきものでないと云ふことは疑ない、恐らくは大藏大臣と雖も、個人としては、營業税廢止論者であらうと思ふ、唯だ其實行の時期に就て斷行の意思あるや、奮發の意思あるや否やと云ふ點が私は伺ふべき事柄であらうと思ふ、此點に就て大藏大臣は、どう云ふ御考を御持だらうか、現に尊敬する西園寺侯爵は、矢張佛蘭西の「クレマンソー」の説と同じやうな工合で、綜合所得税論者である、地租だの營業税だのを廢して、其財源を皆な一緒にしてしまつて、綜合所得税を唱へられて居ることは、諸君御承知の通りである、吾々は最も此説に敬服して居るのであるが、此説を日本に於て速に斷行したいと思ひますから、此場合に税制に就て改正をする場合には、其根本に入つて改良を加へて戴きたい、或は大臣は斯う云ふ仰せがあるかも知れぬ、貴樣はさう云ふことを言つてもまだ内閣が出來て一年半にしかならぬ、斯う云ふ仰せがあるかも知れぬが、此税制の改廢と云ふ事柄に就ては、吾々も多年研究して居るし、大藏大臣も多年研究して居る、内閣に居らうと内閣に居るまいと、國民の負擔如何と云ふものは特に注意せねばならぬ、日本の議會とは、主として國民の負擔を不當に重激ならしめぬが爲めに出來たのであるから、歐羅巴の議會とは違ふ、日本の憲法史を見ると云ふと確に國民をして重激なる負擔をさせぬやうに此議會が出來たことは疑ひないのであるから、苟も政治家たる者が、一刻と雖も國民負擔力の均衡と云ふことを忘るゝ譯はない、故に何時と雖も何人か内閣を組織しても、速に改良を努力せねばならぬ、内閣に居るから居らぬからに依つて違ふ譯がない、固より細かい計算は屬吏のことであります、大體の方針はどうやるかと云ふこと、賢明なる大藏大臣の頭にあらせらるゝに相違ないと思ふ、然らば内閣を取つて一年半にならぬから、まだ大體の案も出來ないと云ふことは、本員は承服することが出來ない、況や其後全國商業會議所、實業聯合會又吾々の區の如きは、大藏大臣の許に色々の建議案を出して居る、又昨年大藏省に行つて見ると、暑中休暇の中に、大藏省の役人は税制の事に就て每日討論をやつて居つたことを見て居る、さうすれば細かい問題に就て、どうかと云ふことを、私は追究する譯ではない、大體多年議會の壇上に於て、論議して來た大體の問題に就て、今まだ調査中であると云ふことは、私は了解することが出來ない、殊に過日原總理大臣は、税制の案は、財政經濟調査會に付すると云ふ御答辯がありましたけれども、然らば財政經濟調査會と云ふものは、此の頃何回開いて居るか、成程鹽であるとか、米であるとか、鐵であるとか云ふ物に就て御稟議になつて居ると云ふことを私は聞いて居るが、税制のことに就て、御協議になつたと云ふことを聞いたことはない、同じく大藏大臣の關係ある、國有財産調査會の如きは、一週間に三回宛會議をして、即ち隔日に會議をして、さうしてどん〳〵と之を進行を圖つて居る、眞に此税制を改正しやうと云ふ意志があつたならば、財政經濟調査會が、税の事に就て此方法に依つて進むが宜からう、細かい事は屬官に任かして、條文や何か拵へれば宜いのであるから、大體どう云ふことにすると云ふ、税制の根本政策を定める考がなければならぬ次第であらうと思ふ、此點に就て私は財政經濟調査會議事進行の模樣を伺ひたい、又吾々の考へる所に依ると此際國有財産に澤山利用すべきものがあらうと思ふ尊敬する政友會の澤來太郎君の調査の結果に依つて見ても、不用の國有財産を整理すれば、五百億圓の金が出來ると云ふことである、吾々は此の調査に向つて、正しい御調査であらうと思ふ、又國防計畫に就て、財源が無いと云ふことであれば、試に此の官設鐵道を拂下げて見てはどうであらうか、或は又南滿鐵道の如く半官半民の組織にしてはどうであらうか、今官設鐵道を拂下げたることであれば、鐵道公債を償還して、確に十一億圓以上の金は、政府に入ることになる、さう云ふ政策を採つて見てはどうであらうか、後の鐵道の擴張は補助費をどん〳〵渡しさへすれば差支ないのである、又特別會計で言へば朝鮮の驛屯土だけを拂下げても、一億圓の金が出來ると云ふ話である、又山林の雜木だけを拂下げても一億圓の金が出來ると云ふことは、數日前の新聞に書いてある、雜木あるが爲めに良木の發達を妨げてさうして今日民間に於ては、薪炭の缺乏に苦んで居る、即ち拂下は物價調節の一策になる、然るにそれ

をまるで抛つて置くと云ふことは實に勿體ない、まるで樹木を腐朽さしてしまうと云ふことは、寶の持腐れである、斯様な計畫で國有財産の上に整理をすれば、今度の國防充實の費用は何處にもあるのである、所が此國有財産調査會の模様を見ると先づ第一費用の要る、海軍が國有財産調査會に持つて行つて其整理すべき財産の目録を提出しない、甚だどうも怪しからぬ話である、吾々國民議員は、如何なる場合と雖も、正當なる海軍の豫算に向つては、國防必要の豫算であるから、協贊を表した、他の黨の如きは内閣の不信任を唱へる際に、不當に國防費の削減を唱へた、併し内閣の不信任と國防の計畫とは違ふと云ふ説で、隨分吾々同士を澤山失ひ、苦境に立つたにも拘らず、徹頭徹尾海軍の必要に向つて賛成を表して居る、然るにも拘らず、一番多大の費用を費す海軍は、國有財産整理の會に向つて、此整理すべき財産の目録すらも容易に提出しないと云ふので、國有財産調査會で數度叱咤して、漸く僅かばかりの目録を出すと云ふやうな工合である、即ち各省が寄つて集つて何か新豫算請求の財源の提供をする爲に大藏省を通すときに之を使はうと云ふ考で、國有財産の拂下げべき物を隱し込んでである、自ら整理をせぬで唯だ國民に向つて、増税を迫ると云ふのは不當である、進んで不用の物を出すのは當然な話だ、大藏大臣としては、各省の不用財産を統一して、之を拂下げて、さうして成るべく増税に國民の苦むことを、減少することに御考遊ばさなければならぬ次第であると、私は信ずるのであります、即ち國有財産の利用を爲せば、私は増税をせぬでも濟むと思ひます、此點に於ける所の大藏大臣の御考は如何でありませうか、又次に御尋をして置きたいのは、今日貧富の懸隔が甚しく、税法の上に於ても社會政策を加味しなければならぬと云ふことは、財政學者、經濟學者、政治家の通論である、今度の御提案の一部を見ると、多少勤勞所得の上に於て、此主義を御參酌になつたやうな形跡が見えますけれども、もう少し社會政策を御加味にならなければならぬ、如何なる點であるかと云へば、其著しいものは不勞所得、即ち勞せずして得たる所得に課税を重くする、三百六十五日辛苦經營して、漸くにして一家を維持して居る者と、何等の働を爲さずして、座ながら澤山錢を儲け居る者と、此間の調和を圖る必要のあることは[illegible]を俟たぬ譯である、然らば此不勞所得に向つて課税率を重くすると云ふことは、今日國民の大藏當局に向つて期待して居る所である、然らば其著しいものは何であるとか云へば、先づ國家の力に依つて、勞せずして財産が殖えて居る所、例へば鐵道の延長改良の如き、本年度の豫算に於ても、一億七千萬圓から國民の租税、其他を之が財産にして居る、將來に於ても、何十億と云ふ金を之に注がなければならぬ、固より國家として是は最も必要な事である、あるが、例へば愛知縣愛知郡中村附近に今度名古屋の停車場を擴張して、鐵道建設計畫を實行する、そこへ持つて來て、尚ほ遊廓の移轉がある、之が爲めに今まで一段歩六七百圓の畑が、今度は一坪二三百圓の値打を持つ、或は田舍の山中で狐や狸が居つた、一坪二三十錢の地面が、其處が停車場の角になつたと云ふ爲めに、百五十圓二百圓と云ふ値打を持つ、即ち地主は何等の勤勞なくして、唯だ國民の租税を以て、鐵道建設事業を實行せらるゝ爲めに、即ち國家の力に依つて坪二三十錢の地面が俄に百五十圓にもなる、此所得に對しては、國家は相當なる徴税をして然るべきものと思ふ、又第二には國家の特許に依つて勞せずして利益を得るもの、例へば最近に於て大連の取引所はどうであるか、一株十二圓五十錢の拂込が、數日前の新聞を見ると云ふと、既に百三十圓になつて居る、さうして發起人は、一名二三萬圓づつ利益を得て居るとのことだ、（拍手起る）是は細かい計算は分りませぬけれども、唯だ政府が許可をしたと云ふ御蔭で、何千萬圓と云ふ不勞の所得を得て居る、吾々は敢て之を羨む譯でも何でもないけれども、斯う云ふ不勞所得に向つては相當なる課税をして然るべきものであらうと思ふ、又小商人の保護、即ち「デパートメントストーア」などと云ふものを拵へて、さうして娯樂の機關を設け、婦人の奢侈を奨勵するやうな手段を講じ、大資本を以て一度に品物を仕入れ、さうして小さい商人の營業に壓迫を加へるやうな設備と云ふものが、近來盛になつて來たです、都市に於て然るのみならず、田舍へ行くと云ふと、其百貨商店から人間を派出して品物を賣る、之が爲め其土地の呉服屋なり何なりと云ふものは、一度東京の「デパートメントストーア」の者が來ると、購買客を獨占し去り、あと品物を買ひに來るは、僅か手拭を買ふとか、犢鼻褌を買ふ位に止まる、（笑聲起る）又平素に於てはとん〳〵小包郵便で三越へ注文すると云ふやうな譯で、東京に於ても、田舍に於ても、中流以下の商店は、「デパートメントストーア」の活動に依つて非常なる壓迫を蒙る、獨逸はどう云ふ政策に執つて居るかと、云ふと之に向つては小商人として、大い「デパートメントストーア」に對抗するだけの租税保護政策を執つて居る、東京に於ても是は地方税でやつて見やうかと云ふので、府會議員、市會議員諸君に相談した所が何分税制の制限があるので、どうしてもそれは徹底的に出來ない、然らばどうして之を調和するかと云ふと國税を以てやらなければならぬ、斯う云ふ點に就ては政府は相當小商人保護の政策を執らなければならぬものであります、此時代の要求に對して、どう云ふ御考を御持であらう、又近頃會社の勃興に伴れて或は一人の重役が數十の會社の重役を兼ねて居る、國務大臣になつた所が、一年非常なる辛勞をして、一萬圓以下の所得である、日本に内閣總理大臣と云へば、一人しか居ない、それが一萬圓内外の所得である、然るに唯だ自動車に乘つて方々の會社の辨當だけを食つて歩いて、さうして世間に投機心を挑發さして居る者がある、其賞與金を見ると半期に四十萬圓、五十萬圓、六十萬圓と云ふ多額の金を一會社の重役が取つて居る、斯う云ふやうな無責任なる事をしてさうして不當の利益を貪る、さう云ふ會社へ行つて小さい勞働者の狀態を見ると無理はない、何だ此頃來た重役である、已達は會社の創立以來紡績事業に稼で居つて、さうして已達には半期に少し許りしか呉れない、然るに彼の重役は半期で何十萬圓取る、斯う云ふ不平を起す、而も其人は幾つもの會社の重役を兼ねて居る、斯う云ふ者には超過累進率を課して、うんと課税をして然るべきものと思ふのでありますが、大藏大臣は如何なる御考を持つて居らるゝ次第であらうか、又大藏大臣は、先刻所得調査委員の權限の上に就て、簡單に御説明がございましたが、納税者の方面に於ても脱税はあるに相違あるまいと思ふ、敢て官僚方面ばかりを攻撃する譯ではありませぬが、何分監督官からの嚴重なる取立命令があるのであると見えまして、苛斂誅求の聲が高い大藏當局は、動すれば國民に對して、租税は忠實に納めなければならぬ、申告は正當でなければならぬと云ふことを仰せになつて居るけれども、私は日本國民程忠實な納税者は無からうと思ふ、外國の例を大藏當局者は引くけれども、日本國民程租税を忠實に納める者は無い、又日本國程、政府の豫算に於ける所の徴税額と、決算に於ける所の實收額との差のある國は無い、此誅求の點は言語道斷と言つても宜い從來歴代の政府が議會に向つて協贊を求めるときには、收入を寡少にして可決せしめ、實際納税者に向つては誅求をして、非常に收入を取つて居る、さうして何と言ふかと云ふと、税務署の役人は、代表者たる國會議員が承諾したのだと言つて納税者に迫る代表者の承諾は單に税率の上に就て、豫算の上に於いて承諾をして居るのである、それをどうも超越して、甚しきに至つては非常なる誅求をやつて居る、皆なお前さん等の代表者が承諾をしたのであるから私の認定と云ふものは間違ないなど〻馬鹿な事を言つて納税者に向つて非常に税務官吏は壓迫を加へて居る所が物と云ふものは上から正して行かなければならぬ、上の方から正して行つて初めて國民に向つて納税道德の履行を要求することが出來るのである先づ第一の大藏省が日本銀行に對する態度はどうでありますか、日本で一番金持と云へば、日本銀行であると云ふ事は疑ない、殊に現内閣に於ても、高橋さん、山本さん、は日本銀行の總裁、若くは副總裁たる關係を有つて居られた、餘程日本銀行の事情に就ては、明るいことは疑ない、然るに日本第一の法人の金持である日本銀行が、脱税をしないかどであるか、大藏省と最も密接なる所の日本銀行は、脱税をしないかどうであるか、海外の正貨を準備金として、即ち英蘭銀行への預金にして、英蘭銀行から預金の利息を取つて居る、英蘭銀行には債權關係になつて居る、然るに、之を日本銀行に於ては、海外の債權關係になつて居る所の金額を準備金として、兌換券を發行して居る、然らば兌換券制限外發行税を納めて居るかと云へば、其點は納めて居ない、日本に於ては制限外兌換券發行を免れて、反對に英蘭銀行から利息を取つて居る、此利息の程度如何に就ては區々の議論があるけれども、兎に角利息を取つて居る、さうして一面制限外租税を免れて居る是は、悉く天下の公論になつて居るのに、今日まで、之を糺して居らぬ、先づ國民に向つて納税道德を八釜しく云ふならば、直ぐ御手許である日本銀行から糺して行かなければならぬ、それを糺すことが出來ずに

小さい者に向つて、八釜しく言ふと云ふことは、其順序を誤つて居ると信ずる、而して此の頃どうでありませう、永代橋の税務署を始めとして、東京府下の澤山の税務署で、澤山の税務官吏は、團體を組んで收賄をして居る、中には收賄の區域を離れて、脅喝取財をして居る、一方に向つて今大藏次官が言ふた通り、現行の法律内で之を斷行すれば三倍の税を取れるとの説がある、さうすれば其税務官吏の認定一つに依つて、彼奴やつてやらうと思へば、極點迄行ける、やつてやるまいと思へば、輕くすることも出來る、活すも殺すも税務官吏の掌中にある、税務官吏の認定權一つである、さうすれば丁度强盜に遭ふやうなものである、勿論納税者の方に於て、必ず間違がないと私は主張するのではない、納税者の中にも、脫税者があるに相違ない、併ながら納税者は民間の者である、官吏は特別なる服務規律の下に居る上級の者である、月給が安いからと云つて、泥棒して宜いと云ふ理窟は無い、所が税務署の役人を見ると、團體を組んで收賄を要求し居る、まだ發覺せぬ者が大分ある、或は料理屋の帳面を破つたり、或は渡した所へ夜窃に來て、どうぞ内證にして貰ひたいと頼んだのが大分あるが大勢裁判所で取調を受けて居るのでないか、帝都の中央で犯罪人の團體があると云ふのは、怪しからぬ話でないか、恐らく仕立屋の銀次と雖も、斯の如き多數の者を養ふ巣窟は持つて居るまい、之に對して大藏大臣は如何なる處分をしたか、吾々は其當時税務監督局に行つて聞いて見た、何故不斷税務官吏の品行調書、生活調書をしないかと云ふことを監督局長に言つた所が、風紀係を置いてありまして、色々惡い報告も來ましたけれども、何分税を査定する時でありましたから遠慮したいと言ふ、さうすると彼等の行動は監督局長が知つて居る、知つて居つたに拘らず、今税を絞る時だから遠慮したと云ふことになる、さう云ふ者に絞られる國民の痛苦は、どんなに酷いものであるか、誠にどうも同情に堪へない次第である、一人で一萬何千圓と云ふ收賄をして居る者がある、團體を組んで收賄をしたのは東京ばかりでない、横濱の税務署の役人まで關係して居る、斯の如き事柄のあつた以上は、大藏大臣は此局長に向つて嚴重なる處分をして斯の如き、不行屆の局長を免職をしてやらなければ官紀の維持は立たぬ、是はどう云ふ御處分を爲さる積りであるか、さう云ふ處分をしないで、矢張苛歛誅求をするやうな――苛歛誅求どころでない、强盜をするやうな者を看過する局長を置いて、而も增税を實行された日には、其下に居る國民の痛苦は非常なものである、之に對して大藏大臣はどう云ふ御考を御持であるか伺ひたい、吾々のも相當なる理由の增税であれば決して吝まぬ喜んで出します、それ故にどうぞ所謂官僚風な答辯でなく、國民が會得することの出來る、詳細の説明を爲すつて戴きたい、さうして惡い役人に向つては斷乎たる處分を願ひたいのであります（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　高橋大藏大臣。

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　高木君の御質疑に對して御答を致しますが、大分御議論やら、御意見が混つて居るのでありますから、其御議論、御意見に對しては、玆に私は答辯を避けます、中にまだ能く改正税法を御熟讀にならないが爲めに、誤解をせられて居る點もあらうと思ふ、例へば會社の重役に於ける賞與金杯は、超過累進率を用ひて課税したら宜からうと云ふことは、是は改正案にはさうなつて居る、それから又（「分らぬ大聲に」と呼ふ者あり）國有鐵道を半官半民のやうにしろとか、或は國有財源を賣つたら、增税には及ばぬとか云ふやうな事は是は一つの御意見であつて、之に對して私は御答を致しませぬ、それから勤勞所得と不勞所得の區別の御話もありましたが、是も相當今回の改正案には、其意味が明かになつて居ります、それから大藏次官が、今の法律の下に徵税を能くすれば、三倍の歳入があるとか云ふことを言つたと云うて、新聞に載つて居る、若し果してさうならば、增税をせずに其通りやつたら、十分に歳入があるでないかと云ふ御議論のやうでありますが、是も新聞の噂にありましたか知らぬけれども、私が此處で御答する限のものでない、要するに色々數千言に亘つて御演説でありましたが、質問の要點を摘みますと云ふと、今回所得税法に就て、又酒造税に就て改正を加へる、增收を圖つた、是が即ち一部の改正である、何故地租に及ばぬか、何故營業税に及ばないか、御質問の要點は斯う云ふことになる、是は高木君自ら御述べになつた通り、總理大臣からも此點に就ては相當の答辯があつて、決して今回のは税制整理と云ふ目的の爲めに改正案を出したに非ずして、國防充實の爲めに新に費用を要する、其充實の費用を充すが爲めに、數年に亘つての計畫でありますから、其財源を求めるが爲めに即ち增收計畫としての改正案である、併し從來の儘では益々不權衡を重ねる譯であるからして此所得税に就ては、稍々根本に觸れて負擔の公平を達する爲に改正を加へたので、而して此地租營業税に就ては他の一般の税制整理に就きましては先日總理大臣が述べられて居る通り、大藏省に於ても此機關があつて調査をして居るのである、而して此調査が出來上りまするど云ふと此財政經濟調査會に懸けてさうして成案を得て、御諮りをする事になる順序であります、未だ此調査會には税制整理の案は出て居りませぬ、其進行の模樣に就ては、申上げまする譯には行かないのですが最後に一言申して置かにやならぬ事は、是は海外に聞えても甚だ宜しくない事で日本銀行が脫税して居る、一國の中央銀行が脫税をして居ると云ふ事は、何を根據に左樣なことを言はれるか、承れば海外に正貨を持つて居る、此正貨は英蘭銀行に預けて利息を取つて居る、一方に於て之に對して兌換券を發行して居つて、其發行税を拂つて居らぬから脫税だと斯う言ふ、左樣な事は無い筈だ、發行税を拂ふと云ふことはだ、法律に明かになつて居る、保證準備に對して發行して、制限外の發行をすれば、是は税を拂ふことになつて居る、此點に對して日本銀行が脫税をして居ることは無い、又海外に於ける正貨の利息を取る、一方に於て日本銀行として、國家の爲めに已むを得ずして海外に正貨を持つ、其持つ結果として、爲替の關係上損失が出來る、其損失を補塡する爲めに運用して居る利益を之に入れて居る、（高木益太郎君「爲替は別です」と呼ふ）どうか日本銀行が脫税して居ると云ふことの御考は、間違つて居りますから、そこは能く御了承を願ひたい。

○高木益太郎君　議長――議長。

○議長（大岡育造君）　賴母木君。

○高木益太郎君　議長。

○議長（大岡育造君）　賴母木君に許しました。

〔高木益太郎君「連續ですから」と呼ふ〕

〔賴母木桂吉君登壇〕

○賴母木桂吉君　私は高木君と同樣の質問を持つて居りましたが、高木君から質問をしましたから、私は極めて簡單に二三大藏大臣に承りたいと思ひます此度所得税法改正に就きまして源泉課税を廢して、配當課税にされたので、配當課税と云ふものは、即ち配當制限主義であります、そこで法人が此配當を平均せしむる爲めに、所謂配當を少くする爲めに積立金を致しまするとことは、即ち此度の配當課税の主義に一致をして居ります、然るに此積立金に課税をすると云ふことは、全體どう云ふ理由でありますか之を一つ承りたいのであります、それから第二は株券を買入れますには、同じ株券でも同一の價格でありませぬ、二十五圓で買入れるものもあり、五十圓で買入れるものもあり、或は百圓で買入れるものもあつて、皆な價格が違ひます、故に二十五圓の株券に對しては一割の配當であるけれども、五十圓のものは五分となり、百圓のものは僅に二分五厘と云ふ利廻りになつて參ります、之に同一の課税をすると云ふことは、負擔の均衡を失ふものである、不公平なる課税であると私は信ずる、之に對する御答を承りたい、第三は此酒造税の改正であります、酒造税は一種の「ホールタックス」である、故なれば金持の飲みまする酒も、又貧しい者の飲みまする酒も、同一の負擔を致すのであります、で此所得税の方に向つては、社會政策を幾許か加味して居る、然るに此酒造税の改正に就ては、社會政策の事は更に考慮されない、貧しい者も富んだ者も同一の負擔をすると云ふことは、是は政策の矛盾であると私は思ふ、此三點に就て説明を願ひたい（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　高橋大藏大臣。

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　唯今の御質問の第一は、積立金に課税する理由と云ふことですが、法人と雖も、是は法人として一の人格であります、積立金と云ふものは、會社の基礎を鞏固にするのに、或る程度までは必要なものである、併ながら或る程度を超えて行きますれば、其超えた部分に就き相當の税を課すると云ふことは、法人と雖も一の人格として擔税能力の有るものと看て差支ないと思ふ、殊に積立金を皆な免除せんと云へば、即ち此法人の積立金と云ふものは、皆な一樣に行かない、自ら此法人に對しての課税の權衡と云ふものに、又不權衡を生ずる――權衡の上に又不酌合が起る、斯う云ふ事でありまして、或る程度を超した所の積立金に對して

は、又其者に相當する累進課税をする、斯う云ふ主義を執つたのであります、それから第二の御質疑は配當金に課税をするが、人に依つては五十圓で買ふ人もあり二十五圓で買ふ人もある、市價に依つて株券の價が違ふ、それだからして公平でない、斯う云ふことでありましたけれども、會社の配當金は、矢張拂込に就て何割と云ふ配當をする、市價は問はない、假令五十圓の株が二百圓になつて居りましても配當は元の拂込金に對して、何割と云ふ標準を取つてやつて居るので、之を延ばして行きますると、他の國で行はれて居るやうな、矢張有らゆる所得に對して、所得税を課さなければ、公平を得ぬと云ふ議論に延びて來る、此處で論ずる場合ではないと思ふそれから酒造税は社會政策を加味して居らぬ、是は今日の時勢に反對して居るではないか、貧富齊しく酒を飮むのである、必ず貧民が酒を餘計飮むと云ふ譯のものでない飮まない人もある、消費税と云ふものは、貧富の間に差別は無いのである、之を不公平と言ふならば、是は廢めてしまはなければならぬ、今日の狀態に於て、消費税殊に酒税を廢すると云ふやうなことは出來ない、消費税と云ふものはどうも已むを得ぬ、金持だから餘計嘗めると云ふ譯でもない、どうも是は已むを得ぬ事だと考へる（拍手起る）

〔高木益太郎君「唯今の大藏大臣の最後の陳述に就て一言したい」と呼ふ〕

○議長（大岡育造君）　一言なさる――討論するのならば後の時機にして戴きたい――日程の第十四に移ります、即ち以上說明をしました、一括して議題と爲したる諸案を付託すべき委員選擧に移ります。

第二、第四、第六、第八、第十、第十二、第十四右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○前田米藏君　日程第一乃至十三の議案を一括して委員の數は特に二十七名とし議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）、御異議がなければ前田君の動議の通りに決定致します――日程第十五大正八年法律第五號中改正法律案第一讀會を開きます。

第十五　大正八年法律第五號中改正法律案（政府提出）　第一讀會

大正八年法律第五號中改正法律案

（本案は本卷一四八九頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

○議長（大岡育造君）　牛塚政府委員。

〔政府委員牛塚虎太郎君登壇〕

○政府委員（牛塚虎太郎君）　本案は物價騰貴の爲めに、第一回國勢調査の施行に伴ひまして、市町村に交付致します交付金額を相當增額せんとするものであります、御覽の通り至極簡單な案であります、どうぞ御審査の上、御協贊あらむことを希望致します

○議長（大岡育造君）　日程第十六、委員選擧を議題に致します。

第十六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○前田米藏君　委員の數は九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ其如く決します、日程第十七、鐵道敷設法中改正法律案の第一讀會を開きます。

第十七　鐵道敷設法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

鐵道敷設法中改正法律案

（本案は本卷一四九〇頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

○議長（大岡育造君）　石丸政府委員。

〔政府委員工學博士石丸重美君登壇〕

○政府委員（工學博士石丸重美君）　鐵道敷設法の改正案の說明を申上げます、今や我帝國國有鐵道の延長は、六千二百哩に達して居ります次第でございます、之に私設鐵道の約二千哩を加へますれば、其總延長が約八千二百哩になるのであります、斯の如き延長になりまして、國內に於ける交通上の便利は、之が爲めに大に增進致しました次第でございます、併し尙ほ是から發展致しまする所の我國運の進展に鑑み、又之を地方の開發に鑑みまするときは、更に進んで鐵道の普及を圖るの必要あるを政府は認めました次第でございます、それで今回新たに本線路五線、其延長約二百二十四哩、それに尙ほ輕便線二十一線路、其延長約七百七十二哩、合計しまして九百九十六哩の線路を選定致しました次第でございます其建設費に於きましては、總計二億二千七百萬圓であります、之を九年度以降十箇年間に於きまして、建設する豫定でございます、此本改正案は、鐵道敷設法中に豫定線として豫て掲げてございます所の其の線路の中で、甲府丸瀧間、それから坂町今泉間、盛岡山田間、江津三次間及長尾原田間の五線路でございます、之を一期線と致しまして、同法の改正を必要と認めました爲めに、茲に本案を提出致しました次第であります、速にどうか御協贊を願ひたいと存じます。

○議長（大岡育造君）　日程第十八、委員選擧を議題と致します。

第十八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○前田米藏君　委員の數は特に二十七名とし、議長に於て指名せられんことを望み。

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ其如く決します――日程第十九決議案を議題と致します――長島隆二君。

第十九　決議案（長島隆二君提出）

決議案

最近の外交は國民の利害に影響する所特に甚大なるに拘らす複雜多端にして外界の諒解に困難なり仍て本院に外交問題調査特別委員會を設け講和外交の經過、條約の內容並之に關聯する將來の國際關係を調査し其の結果を本會議に報告せしむへし

右成規に據り提出候也

大正九年一月二十四日

提出者　長島隆二

〔長島隆二君登壇、拍手起る〕

○長島隆二君　決議案提出の理由を說明致します、私の提出致しましたる決議案は、極めて簡單なる案であります、御手許に差上げてあります通り、最近の外交は、國民の利害に影響する所特に甚大なるに拘らず、複雜多端でありまして、外界の了解に洵に困難である、それでありまするから、本議會に於きまして、特別委員を設け、講和外交の經過條約の內容、並に之に關聯致しまする將來の國際關係を調査して、其結果を本會議に報告すべしと云ふのが、私の提出致しましたる決議案でありまする、極めて簡單なものでございまするが、私の不[illegible]、或は[illegible]の誤解を惹起しまして、洵に重大である問題と爲しましたことを遺憾と致します、同時に又本案提出に就きまして、當初贊成者として署名せられたる諸君にして、贊成を取消さなければならなくなりました諸君に對しましては、議會初つて以來、餘り例の無い程の御迷惑を御掛け致しましたることを、洵に氣の毒に存じます、實は此案を提出致しました時は四五分間簡單に提出の理由を申述べる積りでございましたが、苟も之に對して反對の議論がある以上は已むを得ず、本案提出の理由が徹底するだけ、十分に述べなければならぬと考へます、（「謹聽々々」「大いにやるへし」と呼ふ者あり）どうか暫くの間御聽取を願上げます、又私は出來るだけ言語を愼みます、隨て諸君に於かれましても、既に問題の運命は決したやうでありますから、私の申述ぶる所を御聽取り下さる、雅量を示されん事を豫め願上げます先づ申述べて置かなければなりませぬのは私は彈劾案と何等關係の無いと云ふ事であります、彈劾は彈劾外交攻擊は外交攻擊本員の望みまする所は、事實を明かにすると云ふ事であります、隨て此調査會を設けまする結果、或は外交の缺點、失敗の點が暴露するかも知れませぬが、反對に又政府の苦心努力の結果が明かになるかも分らない彈劾と頌德とは私の敢て關する所ではありませぬ、事實の眞相を明かにしたいと云ふのが私の考であります、又次に此調査會の調査の結果と致して條約の効力に影響を及ぼすと云ふ考は無いのであります、或は亞米利加の上院の經過に徵しまして、何等か議會に條約內容を調査し其結果條約の効力に、面白からざる影響を與へる虞があると云ふ、懸念を懷かるる人もあるかも知れませぬが、私はさう云ふ考を少しも持たない、條約は既に批准されて居るのであります、獨逸との間に於て既に成立致して居るのでありまして、今更之に何等の効果影響を及ぼすべき筈がない、而已ならず私は反對に條約の內容を調べ或は將來の國際關係を明かに致しまして、由て以て條約を國民が遵奉する上に於て、更に進んでは是等條約の効果を十分に發揮するに於て、國民迷ふ所なく進み得る途を開きたい

と云ふのが、私の希望でありまして、條約の効果に何等の影響を及ぼす考は毛頭ありませぬ、第三に此調査機關に依りまして、政府の外交の將來の行動を掣肘する考は、少しも持たぬのであります固より本院は外交の實際の働に就て、何等權限の無きことは明かである、又調査致しました結果、一の方針を編出しまして、其方針に依つて政府を掣肘すると云ふ考は、少しも無いのであります、既に過去つた事柄を明かにし、又將來の事柄と雖も外交の方針、行動を掣肘すると云ふことはありませぬので、將來例へば日英の關係が如何になるか或は露西亞に對する關係が如何になるか、譬へて申しますれば、「レニン」政府承認の問題が如何になるか、露西亞政府と各國との間の通商關係が、如何になるかと云ふやうな事柄を調べたいと云ふのでありまして、少しも此政府の外交の働の掣肘するの意味が無い、隨て之が大權干犯とか云ふやうな事柄に何等交渉の無いと云ふ事は申すまでもない所であります、次に此調査會は祕密の調査會ではございませぬ、本院に普通に設けまする特別委員會でございまして其議事は公開でございます、隨て其結果は總て世間に現れる、能く外交調査會其外の調査會が祕密の會になつて居りまする爲に此誤解がある、折角議會の有つて居る外交質問の機能を狹むるものと云ふが如き解釋を、或る方面に惹起したやうでございますが、私は此多數の本議場に於て、到底詳細の質問を盡すことが出來ない、一つの委員會に於て、斯る複雜なる問題を十分に研究するの暇が無い、故に此調査會を設けんとするものでありまして、何等祕密の調査會を造ると云ふ考の無いことは、説明を要すまでもない所であります私が特に最近の外交に就きまして、議會が十分力を盡して、研究しなければならぬと考へる所以に就て少しく申述べたいのである、講和條約は既に成立致しまして、講和成れりと云うて、それに對する國民の安心歡情を促され、議會は之に對して、賀表を呈するまでの順序を執りました、併ながら果して平和は來たのであるか、果して將來の平和維持が出來るのであるかと云ふことが、私は刻下の大問題であると信ずるのであります、將來の戰爭防止、若くは將來の平和維持の方法は何であるかと申しますれば、申すまでもなく國際聯盟でございまする、然るに國際聯盟の規約を詳しく調べて見まするのに、幾多の缺點を持つて居ることを發見せざるを得ないのである、第一に國際聯盟に人種平等を認めて居らないのである、國際聯盟を作る以上、之に參加する國の國民が平等であると云ふことを認めずして、如何にして世界の將來平和の確保が出來るでありませうか、之が一の大缺點である、次に國際聯盟に於て武力を持たない、強制する所の實力を持たないと云ふことが、是亦大缺點である、又國際聯盟に於きまして、幾多の小國を造上げまして此小國の多くは獨立する實力無く、而も其間の利害が複雜致して居る、現に是等の小國が利害衝突の結果、最早干戈を把つて相爭うて居る者すらあるのであります、此小國を澤山造上げたことは、國際聯盟、平和條約の非常な失敗であると云ふこと、亞米利加の有識者の間にも、殆と議論の一致して居る所であります、民族の自決と云ふやうな名前を提へ來りまして、兩立の出來ない幾多の小國を造上げ、利害の相反したる國を多數列べた、而かも此間の調和、若くは之を助くるの途を缺いて居る、丁度、巴爾幹半島に幾多の小國が在つて、利害衝突した結果此大戰爭を惹起したが、それを世界的に造上げたのが、此條約の缺點であると云ふことは、歐米諸國の識者の間の一定したる見解でありまするが、斯う云ふ點に於ても大なる缺點を持つて居る、又國際聯盟の規約を見まするると、第二十一條に於て「モンロー」主義を認めて居るのであります、「モンロー」主義に於ては、亞米利加の勢力範圍とする所に、他の容喙干渉を許さない、亞米利加は又其以外に於て、何等義務を負擔しない、國際聯盟が命ずる所、決する所と雖も、亞米利加が其勢力範圍なりと信ずる以外に於ては、何等の行動を執らない、亞米利加の勢力範圍に於て、國際聯盟の決定と雖も、容喙干渉する事を容さない、之が第二十一條に認めてありまするが、「モンロー」主義と國際聯盟とは、元々兩立すべからざるものでありまして、「モンロー」主義を唱へる者は國際聯盟を唱ふる事が出來ない國際聯盟を主張したる者にして、同時に「モンロー」主義を唱へることは、自ら國際聯盟を破壞する主張を爲したるものと言はなければならぬのであります斯う云ふやうな幾多の缺點を持つて居るのである此缺點を持ち、而も其缺點が重大なる缺點である、斯う云ふ國際聯盟に依て、果して將來の世界平和が確保出來るであらうかと云ふ事を、吾々國民として疑惑致すのは當然であらうと思ふのである、殊に國際聯盟の發頭人でありまする米國は、講和條約成立後既に半歳でございまするが、其間に於て未だ條約に批准を與へて居らぬ、國際聯盟を修正し、若くは其箇條に對して留保をなし、而も其修正留保は、殆ど國際聯盟の性質を一變するが如きものであります、例へば第十條の此大事な箇條「聯合國は聯合各國の領土保全及現在の政治的獨立を尊重し且外部の侵略に對し之を擁護することを約す」此箇條の如きを、殆ど殺さうと致して居るのであります、其修正若くは留保が成立ちますれば、國際聯盟は事實に於て破壞せられるのであります、假りに、修正留保なしに、米國が此條約に批准を與へましても、既に今日まで時を經過すること大分長い其間に於て色々な變化が起り其間に列國の利害の一致せざることが明かなり其間に亞米利加に於て、國際聯盟を精神的に尊重するの誠意なきことが、明になりましたのでありますから、縱しや批准が出來ましても、最早私は此條約就中國際聯盟は成立ちましても、形が出來るだけでありまして、其精神は既に失はれたものと見て宜しいと思ふのであります(拍手する者あり)斯う云ふ風に國際聯盟に就てすら幾多の疑惑がある、先日本議場に於て、黑須君は國際聯盟を本として、極端なる平和的の見解を下しました、之が爲めに軍備は殆ど要らないと云ふやうな御議論があり、又一方には押川君の如き、國際聯盟を殆ど頼むべからざるものとするやうな御議論がありましたが、是は御兩君の御意見だけではありませぬで、我國民の間に、國際聯盟を果して將來最も有効にして、確實なりと見て宜しいか、或は不完全なるものと見て宜しいか、不完全なるものとしても、之を段々修正致して完全なるものとなす事の出來るものと見て宜しいか、若くは不完全であつて、而も其の程度は之を有効なるものと爲すことの出來ない程度のものであるかと云ふことに就ては、疑惑が國民の間に洵に多いのであります、現に國際聯盟の問題が亞米利加に評議されて居りまする間に於て、歐羅巴に於ては、既に二十二箇國が干戈を把つて相爭うて居るのである、對獨の戰爭は終結致しましたが、其戰爭は丁度病氣に譬へれば、身體の一部に非常なる病を惹起して居つたが此病氣が今や世界全體に擴つて、各方面が爭鬪紛擾の有樣を呈して居るのである、之に對して列國は如何ともすることが出來ない、此間に於て伊太利は「ユーゴスラヴ」と相爭ひ、此間に於て「フューメ」問題が起つて居るのであります、斯う云ふ狀態でございまして、講和條約成立後の狀況は、少しも平和の克復を示すことが出來ませぬで、寧ろ反對に世界全體が大混亂、大紛擾の狀態に陷つて居ることを、私は甚だ遺憾とするものであります、(「感想違ひ」と呼ふ者あり)國際聯盟を大統領「ウヰルソン」氏が計畫致しましたのは、私は丁度水の上に繪を描いて居るやうに思はれるのである、「ウヰルソン」氏が筆とインキを以て水面に繪を描いて居る、描けども描けども、其色は段々消えてしまう、此間に是では仕方がないからと云ふので、佛蘭西がどうか對獨の關係を定めたい、或は國際聯盟の中に、參謀本部だけもせめて造りたいと言うたが、それも出來なかつた到頭是が變じまして、佛、英、米の三國の對獨軍事同盟となりました、是は水の一方に溢るゝことを防ぐが爲めに、三國が集つて堰を設けて居るやうなものである、所が伊太利詩人の「ダンヌチオ」はそんなことではいけない、網を提げて魚を捕りにかゝつた、「フューメ」問題が是である、然るに其間に於て、獨逸、墺太利若くは露西亞の方面は、殆ど崩れた狀態でありまして、殊に獨逸、露西亞の勢力は、或は西伯利、或は中央亞細亞に溢れ來つて、丁度水が一方に氾濫して居る有樣である、大統領「ウヰルソン」は描けども描けども、其繪が旨く出來ない、へと〳〵に疲れ切つて、見て居ります人はそれではならぬと云ふので、筆を取上げ、インキを取上げやうとするのが、亞米利加の上院の形勢である、到頭其大畫家は疲れ切つて、神經衰弱を起したと云ふのが、私は最近の世界の狀態ではないかと思ふのであります、(「ひや〳〵」「甚だ失望」と呼ふ者あり)固より私は國際聯盟を尊重するものであります、どうか國際聯盟の効果を十分に擧げて、世界の平和を永く確保したいと云ふ考を持つて居る者であります併ながら此條約を見まして、到底さう云ふ安心が著かない、如何にして、政府が吾々に説くが如く、之に依つて安心することが出來るのであるか、そう云ふ點に於て、先づ十分此眞相を窺はなければならぬと思ふのであります、元來平和條約の最大缺點は、露西亞問題を未解決に置く事に在ると私は思ふのである、露西亞に對する政策は戰時中又講和外交の間に

其後を通しまして、殆と未解決の有様であります、戰時中に於きまして、露西亞が單獨不講和の條約を破り、獨逸と單獨講和を致したることは、聯合國を裏切つたる行爲であります、露西亞政府が又外交の秘密書類を暴露致し、若くは外債破棄を宣言致したることは、國際間に於て爲すべからざる横道不義であります、之に對して聯合國は徹底的に處置を執ることが出來なかつた、斯う云ふ事に對して、何等處分を爲すことが出來ないと云ふことであれば、世界の將來は洵に危險なりと謂はざるを得ない、假りに日本に近い所の或國が在つて――是は假定でございますが、其國が斯う云ふ總て條約を無視し、條約を破棄し、若くは外債を無効とすると云ふが如き行動を執る場合に於て、之を矯正することが出來ないと云ふ惡例が開けたことを、私は甚だ遺憾とするのであります戰爭中既に徹底的の態度を執ることが出來なかつた、列國は平和後に於て同じく露西亞に對して、徹底的態度を執ることが出來なかつた即ち露西亞に對して或は密使を送り、若くは「プリンキッボ」の會合を計畫致しましたが、總て失敗に終つた後に於ては講和外交に於ては、殆ど露西亞に手を著けない露西亞をどうすると云ふことには、何等決定を致さずして、講和條約は遂に成立するに至つたのであります、然るに露西亞をどうすることも出來ずして、如何に世界の平和を恢復することが出來るのでありませう、國際聯盟が出來ましても、獨逸を其聯盟の中に入れない、國際聯盟は出來ましても、露西亞を除外して居る、露西亞、獨逸此二つの大きな國を除外して居つて、どうして世界の平和の確保維持が出來るでありませうか、今日露西亞を如何にするかと云ふことは、列國の大問題であります、或は列國の政策を見ますると、國內に在る「ボルシェヴイーキ」の宣傳者を掃蕩すると云ふが如き――過激派に對しては飽迄も之を抑付けると云ふが如き方針を執つて居る如く見える、然るに一方に於ては、露西亞討伐の軍隊を引揚げて、過激派を揚げて抑壓せざる如き方針なるかの如くに見える、或は又露西亞の「レーニン」政府に對して、承認を與へんとするの計畫あるが如くにも見ゆる、巴里に於きましては露西亞に對する通商取引を開くの會議をして居ります、日本の委員は之には參列致さぬさうでありますが、他の重要諸國の委員は、露西亞に對して、通商取引に關する會議を開いて居ります、而して其中には「レーニン」政府承認の問題も、自ら含まれて居るのであります、露西亞は果して承認すべきものなるや否や、又承認すべからざるものなりや否や、露西亞の今日の國情は、果して如何なる狀態であるか或は露西亞に對して、「タイムス」を首め之を抑付けんとする新聞が傳へたる報道の如く、露西亞の國內は慘憺たるものであり、「レーニン」政府の施政は實に殘忍を極め、人種迫害の狀態であると見て宜しいのであるが、或は反對に之を承認せんとするものゝ言ふが如く、回復は困難である、相當の時を要するが漸次露西亞の狀態は整理回復に向ひつゝありや否やと云ふことは、世界の大問題にして、而して日本の大問題であらなければならぬ、此邊の狀態は吾々は聽きたくとも聽く機會を持つて居らない、政府は之に對して如何に見て居られるか、是は吾々國民としてどうしても聽かなければならぬ大問題であります、之に關聯して、日本の通商政策も定らなければならぬ、之に關聯致して、日本の經濟狀態も影響を被るのであります、是が果して如何なる狀態であるかと云ふやうなことは、どうしても唯だ此席に於て二十分や三十分の質問應答では、到底之を盡すことは出來ないと思ふのであります、さう云ふやうな事を私は調査する必要があると思ふのである、元來對露の方針と云ふものは、歐羅巴に於ても未だ不確定でありまするが、特に日本の對露方針、對露政策は甚だ不思議なるものと言はざるを得ないのである、最近の出來事を見ましても、昨年十一月頃でございまするが、最近迄、繼續的に西伯利に出兵する出兵しない、撤兵である、增兵であると云ふやうな議論と云ふものは、何れかに決したと云ふやうな報道が頻々として傳はる、傳はる其間に何が現れるかと申しますれば、增兵が現れる、增兵が現れて來ると、それに對して、又見解が違ふ、單純なる補充である、若くは新しき政策の是が發動である、若くは撤兵の是が一の副作用として起つたのであると云ふやうに、內部の見解が非常に違ふのである、是程馬鹿氣た出來事は無い、僅な軍隊が出る、それに就て何が何やら分らず、數箇月に亘つて大騷動をすると云ふが如き失態は、私は是は今迄に餘り例を見ない事柄であると思ふのであります、實を申しまするど西伯利問題は初めから今日迄誤解で過ぎて居る、事實の報道が如何なる故か、少しも無いのであります私は此に一の書類を持つて居りますが、此書類は一昨年の七月、出兵問題の決しました當時に、私の書いたものでありまして、而も其時の外務省の最も重要なる位置に居る人の目を通じたものでありますから、事實は餘り間違はないと確信致す、圖らずも昨日見出しましたが、此書類を一寸申上げるのでありますが、其當時政友會に於きましては、議長官舍に集まりまして、斯う云ふ決議を致して世間に發表致しました、「日米親善協調を必要とする理由の下に米國提議の浦鹽派兵以外の出兵の必要を認めす」是が政友會の決議として、天下に傳はり、其決議通り總てが運んだやうに、世の中に於ては今日迄傳へられて居るのであります、然るに其時外交調査會の議を經まして政府から亞米利加に發しました書類がありますす是は亞米利加から「チェック、スロバック」援助の爲めに、兵隊を共同して送らうと云ふ提議があつたに對して送つた文書である、其文書で亞米利加との交涉の文書であるか、若くは日本の意思の宣明の文書であるかと云ふことは、其當時から議論になつて居りましたが、それは亞米利加の回答を要せずして、詰まり日本の意思の宣明であると云ふことは、其當時外交調査會に於て、而かも筆を執つて此回答案を書いた人の直接の話であります、其亞米利加に對して送りました文書の大要を見まするのに、先づ政府は米國の浦鹽出兵に對して、欣然同意を表する以外に於て、帝國政府の意思を率直に宣明せんとすと云つて、率直に浦鹽派兵の以外に於て帝國の眞意が何所に在るかと云ふことを率直に宣明す、特に宣明と云ふ文字が使つてあります、其宣明の文字は、日本の使用すべき兵數に對しては、制限を附するの不可なることを明かに致し、尙ほ將來日本其他聯合國側に於て、目的遂行の爲めに使用すべき兵力は、隨時必要に應じて定むるの必要なることも書いて居ります、即ち兵數が七千――亞米利加が七千であるが、日本は七千に限ると云ふが如き制限を附するは不可なりと云ふことを明かに書き、尙ほ將來日米其他聯合國側に於て、目的を遂行する爲めに使用すべき兵力は、隨時必要に應じて定むるの必要なることを書いて居る、尙ほ其先に是が極めて大事なのでありますが、「西伯利の形勢に關して帝國は地理上の關係に依り緊切なる利益に最も重大なる危[illegible]を感ず[illegible]つて「チェック、スロバック」軍支援の方針に伴ひ發生すべき事態に依つては西伯利に出兵する場合あることを宣明す」と云ふ事になつて[illegible]居る、之を少し碎いて申しますれば、兵[illegible]宣明に於て、兵[illegible]地點の制限は不可であると云ふことを第一に明かに致し、並に帝國は地理上の關係からして自衞の必要がある、其必要を感じつゝあると云ふことを明かに致して居る、並に「チェック、スロバック」軍支援の外に、其方針に伴つて發生する形勢の如何に依りては、進んで自衞的出兵をすることがあると云ふことを宣明致して居る、又其出兵する地域は、汎く西伯利と云ふ文字が使つてありまして世間で言ふが如く東部西伯利、或は東淸鐵道沿線と云ふが如き、制限を置いて居らぬのであります、此宣明が日本出兵の最初の宣明であります、而も是は日本政府が、亞米利加政府に對して致したる宣明であります、其宣明の要旨と、世間に傳へて居る所の出兵の要旨とは全然異つて居ると云ふ茲に不可思議なる事實があるのであります、其當時何故に此日本の意思が亞米利加政府には傳へられた、國民に知らさなかつたのであるか國民が何故に政友會の主張の如く唯だ日米協調の爲に、亞米利加の派兵と同じ意味目的、同じ方法に依る出兵を爲す事に定つたと云ふ、誤解を致して居つたのでありますか、私は其間頗る奇怪なる事實のあることを疑はざるを得ないのであります、外交調査會の模樣は、固より吾々の窺知る所ではございませぬが、其當時漏聞く所に依りますれば、亞米利加と協調出兵と云ふことを、徹頭徹尾一貫して主張いたしたのは、牧野男一人であつたさうでございまして、政友會の總裁原外交調査委員は、少しもさう云ふ意見は持つて居らなかつたさうである、又牧野男爵も、最後に其異れる意見を別に明かに致して置くと云ふ必要が、有るかどうかと云ふ場合に於ては、到頭此亞米利加に對する宣明に對して、判を捺されたさうであります、要するに外交調査會の決したる所、其決したる結果が、日本政府の宣明となつたのでありますが、其宣明も世間に傳へられて居るやうな、唯だ「チェック、スロバック」援助と云ふものだけではなかつたのであります、是が又實際の行動となつて現れまして、其行動が即ち日本の「チェック、スロバック」援助以外の出兵となつたのであつて、是は天下公知の事實であ

る、故に此問題は初めからして二つの違つたる目的違つたる出兵があるのである、一つは「チェック、スロバック」援助の爲めである、一つは日本が地理的の關係からして、日本に最も重大なる利益である所に、非常な危險を感ずる處ある場合に出兵する、即ち自衞的の出兵であります、斯う云ふ風に初めから內部に於ては、稍々方針が定つて居るのでありますが、不幸に致して此事實が世界に傳つて居らない今日まで依然として「チェック、スロバック」援助が西伯利出兵である、それが無くなつたならば、即ち撤兵であると云ふやうな議論が出るのであります對露の方針と云ふものが、少しも世間に分つて居らない、先日此席に於て質問がありました、而かも松永安左衞門君の最も詳密なる、而かも正確なる事實を根據とする質問でありました、それに對して總理大臣の御答に、稍々私は了知致した所があるのであります、總理大臣の御答は、日本はさう單純には參らぬ、近い關係もあるし、唯た協調々々と云ふ譯には行かない、單純には參らぬ、斯う云ふ御說明がありました、私は初めて、總理大臣も此席に於て自衞的の出兵と云ふことを、はつきりは仰せられなかつたのでありますが、此席に於て御認になつたと、其時に解釋いたしたのであります、(拍手起る)私は其出兵の目的が如何に在るべきか、又如何なる出兵が正當にして、如何なる出兵が不可であるか、或は撤兵が宜くして、出兵はいかないかと云ふやうな問題を、今此の處で議論するのではありませぬが、唯だ西伯利出兵と云ふことの如き日本の運命と重大なる關係があり、更に對露方針の上から見ましても、國民が之を十分了解して置かなければならぬ問題に就てすら、既に此の如き國民の間に誤解がある、是れは誤解して居る國民が惡いのであるか、誤解せしめたる者が惡いのであるかは、大問題であると思ふのであります、私共は外務大臣の態度、若くは言論だけを見ましても、誤解を起すのであります、外務大臣が露西亞を引揚げられまして――現外務大臣內田君が露西亞を引揚げられた其の事に就きまして、私は前總理寺內伯から――既に歿せられましたが、直接に聽いたことがある、內田と云ふ人は餘程不思議な人である、自分が居つた在職中に、露西亞にもう少し居つたらどうかと云ふことを言つてやつたが、露西亞の形勢が危急にして、到底駐在を許さないと、政府に寧ろ迫るが如き調子で露西亞を撤退したのである、哈爾賓に來ると、露西亞の國情は危險でない、極めて安心であると云ふが如きことを言はれた、洵に何を言ふのか分らぬと云ふ話を、私は直接に聽いたのであります、(拍手起る)又歸朝の後、一昨年の出兵問題が起りまして、其の事が定りましたときに、是れは直接ではございませぬが、私共傳へ聞くところに依りますれば、出兵反對であるからと云うて大使を辭された、其大使を辭された御方が外務大臣に就任されて、出兵問題は何等變化を見ない、其外務大臣が現在又補充の爲めではありませうが增兵をして居る、然るに其外務大臣の意見は、撤兵であると云ふやうに傳へられて居る、是は勿論吾々が研究が足らないのでありませう、其間に於て內田君は、一貫したる御考へがあるのでありませうが、吾々國民から見すると、外務大臣の要職に就て居る御方から、其議論、其意見、其の行動が右支左吾いたすのである、國民が如何なる事が日本政府の方針なるや、日本の外交の實情は何所にあるのかと云ふことに惑ふのは、當然であると思ふのであります(拍手起る)斯う云ふ風でございまして、西伯利出兵と云ふやうな一つの小さな問題、世界から見れば小さな問題、日本から申しますれば、相當大なる問題でございますが、さう云ふ問題に就てすら實情が分らぬのである、隨て之から先如何なる變化を來すであらうか、或は或方面で考ふるが如く、更に大出兵をせなければならぬのであるか、即ち自衞と云ふ點を根據に致して居まするならば、更に進んだる大出兵をしなければならぬのであるか、或は撤兵をすると云ふことになるのであるか、豫算を見れば、兵隊は依然として置くことの豫算になつて居る、政府の方針を聽けば何時撤兵するのか、何時增兵するのか分らない、是が今日の實情であります、承る處に依れば、政府には定まつたる方針があるさうであります、昨年御決定になつた方針であると承る、貝加爾以東の治安を維持すると云ふことは、日本政府の方針なりと定まつて居る、但し此に但書が附いて居るさうでありまして、其實行に就ては、列國との關係に依て之を定むると云ふことになつて居るさうである、是だけ聽きましても――私共は是も餘り世間には傳つて居らぬやうであるが、之を聽きましてもまだ政府の方針が何處に在るか分らぬのであります貝加爾以東の治安を維持すると云ふことを、はつきり此處で決定いたして居るのであるか、或は但書に物を言うて、但し之を實行するには、列國との關係に依て之を定むる、列國の關係に依て定むるのが主であるか分らない、元來此政府は但書の名人である(笑聲、拍手起る)普通選擧は贊成である、但し其實行の順序に就てはと斯う來る、物價騰貴の必要は認める、(笑聲起る)但し其實行の手段方法に至つてはと言ふ、此但書は總てを打消す但書でありまして、西伯利問題に就きましての此但書も、前の治安維持と云ふことを打消すのであるか、後の列國の關係を主にするのであるか分らぬのであります、之に就て私共は十分なる說明を聽かなければならぬ、又說明だけではいかない、之に就ては政府が決定したる所を以つて、國民に示さなければならぬ、未だ何等決する所なくして、漫然增兵をする、豫算を依然として提出して置きながら、何等決する所がない、露西亞の狀態、世界の形勢、斯の如き場合に於て、日本が露西亞政府を如何に扱ふか、「レーニン」政府を如何に見るか、露西亞との將來の關係は如何にするかを決せなければならぬ、最も差迫つたる事柄差迫つたる狀況の下に、總理大臣は出兵增兵をされたのでありますが、最も差迫つたる西伯利に對して如何にするかと云ふことは、少なくとも此議會の中に之を決定して國民をして其嚮ふ所を知らしむる責任ありと思ふのであります、(拍手する者あり)斯う云ふ問題が西伯利問題だけでもある、幾多の問題が潜んで居るのであります、講和條約を見ますると例へば陸海軍の制限の問題、獨逸に對する諸般の關係、經濟、其中には通商條約、金錢、債務、財產、權利及利益、其外色々な問題がございまするが、さう云ふやうな問題、或は又獨逸皇帝處分の問題、若くは獨逸から引渡されたる軍艦の處分の問題、獨逸人の私有財產の處分の問題、是等の問題は、何れも吾々が國民と致して知つて居らなければならぬ、或は事業を經營する上に於きまして、私有財產の處分の問題が如何になつて居るかと云ふことを聽かれることがある、或は獨逸との通商關係に於て、幾多の問題を私共は聽かるることがある、皆な國民の利害に重大なる關係があるのでありまするが、就中最も大なる關係のあるのは賠償の問題でござります、此軍事賠償の事が變りまして補償となつた、補償の問題となりましたが、其實は狹い意味の補償に非ずして、最も廣き、殆と軍事賠償に近き程度の補償の問題となつて居る、然るに此賠償の問題が如何になるかと云ふことは、吾々は條約を見ただけでは分らぬのであります、此條約を如何に研究を致して見ましても、幾ら金額を獨逸から補償として取るのであるか、其補償金を取るの方法は如何に、之を取るの時期は如何にと云ふことは、どう研究して見ましても分らぬのであります、然るに之を實際問題と致して見まするに、是程今日吾々に取つて大切なる問題は無いのである、獨逸からして幾らの金を取るかと云ふことは、列國の方から申しましても大問題でございまするが、獨逸の方から申しても大問題である、獨逸からして取ることの出來ない程度の金を無理に絞上げんとすれば、獨逸は解體でございます、露西亞の二の舞を已むを得ず爲すに至る、獨逸から取る賠償の額が少い、其爲めに聯合國の財政經濟の恢復を圖ることが出來なければ、聯合國の經濟財政の整理恢復と云ふものは非常に困難になる、唯だ困難になると云ふ程度ではありませぬ、それが爲めに聯合國の間に幾多の變化を惹起し、之を日本の側から申しますれば、此問題の解決如何に依つては、日本の歐洲に對する取引關係に非常な影響がある、或は又此問題の解決如何に依つて歐羅巴の經濟狀態に非常な相違が起りますから、それに依つて日本の貿易に對する歐洲諸國の競爭の上に、大なる變化が起るのである、之を明かにしなければ、日本の商賣も工業もやれないのであります、斯う云ふやうな問題に就きまして、吾々十分に之を調査して、吾々の方針を定めなければならぬ、元來今日極端なる悲觀論と樂觀論が世間にあるやうであります、濱口雄幸君の先日の御質問を承りますると、非常な悲觀論である元來濱口君は、大正四年此席に於きまして財政の議論をされた時から、一貫したる悲觀論者であります、其當時私は濱口君と說を異に致しまして、濱口君は大正四年戰爭に依つて惹起したる其經濟界の好況は是はほんの瞬間的の特別な狀態であるから、それを基礎にして論ずることは出來ないと言はれた、私は特別非常なる狀態であるが、それは繼續的の狀態である、將來相當の期間繼續すべきものなりと論じたのでありまして、其點に於て大に說が相違致して居りましたが、濱口君は其時以來一貫したる悲觀論者

てあります、往年々々反動が來る、反動が來る（笑聲起る）斯う云ふ議論をされたのであります、此間此席に於ても同じやうな議論をされた、其時の院内の空氣を見ますと餘程妙な空氣でありました、是は說ではない、一つの空氣でございますが、何か濱口君が言はれて居る事は熱心であり、尤であり、如何にも研究が積んで居るやうであるが、どうも實際に遠いと云ふやうな感じが、確に各方面に現れたのである、之に對して高橋大藏大臣の答辯は亦樂觀論でありました、少しも悲觀の議論は無いやうであります、併し私から見ますと高橋大藏大臣の議論亦悲觀論であると私は解釋致して居る、それはどう云ふ事であるかと申しますと、大藏大臣は、今之に調節を加へたならば忽ち經濟界に破綻を來す、破綻を來すから調節が行へない、調節の方法無きにあらず、調節の手段無きにあらず、調節が目的を達せざるにあらず、其手段方法は有るが、それをやつたならば經濟界が壞れるから出來ないと仰せられたのである、私は思ふ、今の日本の經濟界はさう云ふものでない濱口君の言はれるが如き經濟界ではない、大藏大臣の言はれる如き、調節を行へば直ちに破綻するが如き經濟界ではない、此點は私は歐洲の形勢から之を論ずるのでありますが、歐洲の形勢は、中々急に東洋南洋等に於て、日本の貿易に大競爭を加へるが如き狀態ではありませぬ、急に恢復して、是が恐るべき經濟的の競爭者となつて現はれるが如き狀態ではない、歐洲の狀態は此所で大なる償金を得るに非ざれば、整理恢復が出來ない狀態に在る、或は又亞米利加が思切つた財政經濟的の大援助を與ふるに非ざれば、整理恢復の出來ない狀態に在る、故に償金の問題が如何になるかと云ふことは、歐羅巴の經濟界に取つて大問題である、亞米利加の經濟財政の援助列國協同して財政經濟を整理する方法が如何に定まるか、之に對して亞米利加が如何なる援助を與へるかと云ふことが、歐羅巴の經濟界を支配する大問題である、大問題でありますから、さう云ふ點に就て私共は特別調査會を設けて研究したいのでありますが、私一個の意見を申しますれば、亞米利加の援助も思ふやうに行かない、償金も思ふやうに取れない、歐羅巴の物資の缺乏は依然として繼續する、歐羅巴の世界的經濟競爭の實力は當分恢復せない、故に日本の經濟界の前途は、まだ〳〵大に安心して宜しい狀態であると云ふのが、私の大體の意見であります、即ち本年の二月三月の頃に於て、一反動――或程度の反動は必ずあるに相違ない、あるに相違ございませぬが、其反動の後に於て、再び非常な景氣が日本の經濟界に現れて來るではないか、私をして言はしめましたならば、大藏大臣の遣方が行きますと、此先き非常に危險な狀態が現れる、即ち物價が極端なる暴騰を來して、其爲めに何とも困る狀態が現れる私は悲觀からして、斯う云ふことを言ふのではありませぬ、力がある、伸びる力がある、隨つて放つて置けば非常な狀態が起る、故に之を調節して健全に發達させなければならぬと云ふのであります私の議論は一貫したる樂觀論であり、而も其樂觀を事實に現はすが爲には、之に對して堅實なる方法を執るべしと云ふのであります、濱口君の議論は、私から申しますと、（「脫線々々」と呼ぶ者あり）明治三十年代にありました、消極的悲觀の財政論である……

○議長（大岡育造君）　專ら此問題の外交に就て御演說を希望致します。

○長島隆二君（續）　私は今償金問題に就て論じて居るのであります、極めて大事な問題である斯う云ふ大事の問題も研究しないと云ふことでありますから已むを得ず此席に於て、或程度の研究をしなければならぬのである、（「それがなんの必要がある」と呼ふ者あり）必要が大變あります、諸君は斯う云ふ問題を御聽になりたくないかも知れませぬが、國民は賠償問題が如何になるか、或は亞米利加の列國に對する財政經濟援助と云ふことが、如何に實現するか、それが日本の經濟界に如何なる關係を持つかと云ふことを、切に知らんとしつゝあるのであります樂觀して宜しいのであるか、悲觀して宜しいのであるか、歐羅巴の問題を研究しなければ分らぬ、其一番大事な問題は賠償の問題でございますが、其賠償の問題が如何になるかと云ふことは、吾々未だ之を知らないのであります、此講和條約を見ただけではどうしても分らない、之に就きましては、定めし政府の方には十分なる御調もあるであらう、又内部の話合もあるでありませう、私は敢て祕密に涉ることを伺ひたいのではない、差支のない限り吾々は之を研究したいのであります、斯う云ふ風でありまして講和條約と申しますと簡單でございますが、其箇條は四百四十何箇條、其内容は有らゆる問題に涉つて居るのでありまして、十分なる說明を伺つて研究しなければ、概梗すら分らないのであります、此間に於て我國が執つて居る方針が何所に在るかと云ふことは、まだ吾々は少しも知らぬのである、此方針に就きましては、私共政府から承つて居る所が幾つかある、先づ第一が大勢に順應すべしと云ふ方針でございます、大勢に順應――文字から申しますと如何にも尤もである、大勢に順應しない外交は無い筈である、又大勢に順應と云ふ事は、我國が長く執り來つた方針であると思ふ、併し大勢に順應と申しますが、其大勢と云ふのは如何なる大勢であるか、何が今日の世界の大勢であり、どれに順應したら宜いかと云ふことは非常な問題であります、或は大勢とは「デモクラシー」である、是は確に歐羅巴に於きまして、國民の爲めにする政治、國民に依る政治、之が大勢であると云ふやうに觀察されるのでありますが、是だけを政府が方針として言はれる大勢順應と云ふことに於て、吾々が大勢と見て宜しいのであるか、此點から見ますると、普通選擧の如きは、當然來るべき問題と思ふのでありますが、其點に於ては反對の意見を持たれて居るやうである、大勢順應と云ふが、其適用に於ては吾々が大勢と見る所と稍々違つたる見解があるやうでありまして、斯う云ふことに就きましても、其方針をもう少し詳しく說明して戴かなければならぬ、或は又協調外交、外交の方針は協調に在ると云ふことを承る、協調外交と申しますと、如何にも其通りでありまして、一點疑を挾むことも出來ないやうでありますが、協調とはどう云ふ事である、吾々が政府の示す所に從つて、吾々の行動を爲す上に於て、如何に心得て宜しいのであるか、惑はざるを得ないのであります、我國と英國との間に於きましては、同盟の關係でありまして、是は協調以上の關係であります、又佛蘭西、伊太利に對する日本の關係は最も親善である、殊に利害の衝突が少いのでありますから、此の間に於て協調と云ふことを故ら言ふ必要はない狀態に在る、唯た問題となりますのは、對米關係に於て協調で宜しいか若くは別なる方針を執るが宜しいかと云ふことは、一の問題となるのであります、世間では此點に就て極めて妙な誤解を致して居る人がある、一例を申しますと對米外交、是は協調とすることが事實になつて現れて來ると唱へるが、亞米利加が山東問題に就て、上院では八釜しく言つて居る直ぐ專管居留地を放棄して共同居留地と爲さんとする、之が協調外交である、或は西伯利に於て亞米利加が撤兵をする、直ぐ撤兵をせんとするのが、之が協調外交である、亞米利加の言ふ所は、何事も從ふのが協調外交なりと云ふやうな迷が確に世間に生じて居るのであります、若し是で行きますならば、亞米利加の條約に修正留保を加へんとするならば、日本も同じく修正留保を致さなければならぬ、亞米利加が條約批准を拒絕せんとするならば、日本も亦同じく條約の批准を拒絕しなければならぬ、併ながらさう云ふ協調と云ふことは、斷じて私は無いと思ふのでありまして、協調と云ふことを仰せられる以上は、如何にして協調するか、誰と協調するか、若くは自分が持つて居る所の外交方針は何であるか、之を他との間の協調を圖る上に於て、自分の主張を對手方をして認めしむる、對手方の主張と自分の主張とを、一致すると云ふことでなければならぬのである、協調外交と云ふ言葉は、極めて便利な、極めて巧妙なる形容詞でございますが、其實質は殆ど空虛貧弱でありまして何等外交方針と認めることが出來ないのであります斯う云ふ風でありまして、外交の方針も今何所に在るか分らない、其方針如何は、吾々が色々な事業を爲す上に於て、非常な關係を持つて來るのであります、私は簡單に申上げますが、今日の外交關係は、非常に複雜多端でありまして、私のやうな者には、中々條約書を讀んだだけでは分りませぬ、國民の多數も恐くは殆ど諒解を得て居らぬと信ずるのであります、之を分つたと云ふ人があるならば、其人の御意見を承りたい、又御意見を聽く機會を吾々は得たいのである、國民が分つて居るから聽かせぬでも宜しいと云ふ御議論があるならば、茲に其御議論を承りたいのである、元來講和外交に就きましては、列國共に非常に重きを置いて、英吉利の如きは、條約の批准は議會の協贊を要しないのでありますが、巴里會議中は特に議會を開いて、外交の經過を報告致し、更に又條約が締結されましてから、議會を開いて承認を求めて初めて批准を與へることに致した、總ての國が是に非常に重きを置いて居るのであります、然るに我國では今迄一度も講和外交の報告が公式には無いのであります、不幸にして講和外交の報

告と云ふものは無い、私共は恐くは臨時議會が開かれて、是が報告されるであらうと信じて居りましたが、其報告は無かつた、議會が開かれましたら、特に之に對する詳細なる報告があると思つて居つたのでありまするが、外務大臣の御演說に於ても、總理大臣の御演說に於ても、報告と認むべき程度の御話は無かつたのであります、此報告を受くる機會を、特別調査會を設けまして得たいのであります、是は私一人の希望ではございませぬ、國民が齊しく之を望んで居る所である、若し此國民の希望を遮る者がありましたならば、國民の利害を眼中に置かざるものなると解釋されましても、已むを得ないのであります、（拍手、「のう／＼」と呼ふ者あり）私は政友會の諸君が昨年の十一月頃でございましたか、政府との間に意思の疏通を缺くと云ふ決議をされまして如何にも御尤であると感じました、（「餘計なことを言ふな」と呼ふ者あり）實際政府に於て調査する事若くは決定する事に、最も近き關係を持つて居らるる諸君にも、恐らくは徹底せなかつたでありませう吾々には尙更分らぬのであります、殊に此講和外交に就きましては、殆ど吾々には何等分らない、諸君が意志の疏通を爲すがために、特別なる決議を爲し特別なる方法を執られたと云ふのと同じやうに、吾吾は又此議會に於て、外交の經過、條約の內容、是から生ずる諸般の關係を知る爲めに、特別なる方法を爲すの必要があると思ふのであります、諸君が自ら必要を感ぜられたる事は、同じく多數國民も其必要を感じて居るのである、私は此問題の運命は、略略之を知つて居る、知つて居りまするが、之を葬り去りまして、外交上諸般の關係を國民に明かにしない、外交は國民的外交でなければならぬ、官僚外交から國民外交の時代に移つたに拘らず、國民をして知るべき事を知らしめない、國民が聽かんとする所を聽かせない、斯う云ふ態度を執らるゝことが議會の爲めであるか、大政黨の利益であるか、甚だ惑はざるを得ないのであります、（「何を言ふか」と呼ふ者あり、拍手起る）諸君、此案は洵に簡單なる案でございまするけれども、之を御通しになると、御潰しになるとは、諸君の自由でありまするが、其結果は洵に大である、之を御通しになりまして、一通りの研究を爲さるゝことが、此際最も穩當な處置なりと信ずるのであります、どうか滿場一致の御贊成を以て、此案を御通過せられんことを希望して止まぬのであります（拍手起る）

〇議長（大岡育造君） 小久保喜七君。

「小久保喜七君登壇、拍手起る」

〇小久保喜七君 私は親友長島君の提案に反對を致しまするこ と遺憾と致します、長島君の唯今の御說明を聽きまするに、決議案の表に現しました所と比しますると、隨分多樣に亘りまして終には濱口君や大藏大臣にまで飛火が著くやうな有樣です、故に私は一々之に御答辯を致しませぬ、併し最後に之に向つて一纏めにして、一言答辯をすることに致しまして、先づ案の骨子に向つて私は愚見を開陳致しますさて此決議案に現はれたる所に依て見まするると、第一外交の內容、外交の經過を聽き質し、之に關聯する將來の事を調査致して、而して之を報告すると云ふのでありますが先づ第一に此內容と、經過と云ふことで私は考へて見まするのに、內容と云ふことを示しました政府は、此政府ほど早かつた政府は無いと思ふのであります即ち條約が効力が生ずると同時に、直ちに外務省に於ては、此條約に關する書類を貴衆兩院に配付を致したのであります、內容は明かに之を示して居るのであります、故に條約の經過でありますが、此條約の經過と云ふことに於きましても、長島君は或は御缺席で御聽にならなかつたかも知れないのでございますが、當議場に於きましても又豫算委員會に於きましても、外務大臣の說明に依りますれば、國際聯盟書記局に於て發する以外のものは、祕密にすると云ふ約束であると云ふことを、屢々外務大臣が明言されるのであります、各國の約束を破つても之を明言せよと云ふことは、私は外務大臣に信を失へと云ふことを勸めると同じであると信じますが故に、此點に向つては、外務大臣に私は確めたのであります、彼れは一時の答辯であるか、どうかと云ふことを確めました場合に外務大臣は決して一時の遁辭ではない、全くさうであると云ふことの私は答を得たのであります、諸君、斯の如き約束の下に成立つて居るものを、無理に之に向つて言へと云ふことは、私から云ふと甚だ其當を得ないと考へます、且つ之に關聯する國際の關係を調査して之を報告せしむべしと云ふのでありますが、私から見ればです、此度の外交と云ふものが、果して失敗であると見ましたならば、私は此說も至當と思ふのであります、私は此度の外交を以て、決して失策と思はないのであります、又失敗と思はないのであります、山東問題が否決されたとか、次に五大國の班を辷るとか云ふことであつたならば、是は失敗であらうが、思つた通りに結果は旨く行つたのであります（「のうのう」と呼ふ者あり）諸君は旨いとは言ふまいが吾々は之を以て相當の成効なりと斷言をする者である、（拍手起る）諸君此結果を得て來たと云ふことはどうだ、先日當議場に於て憲政會の代表を致しました望月君の演說の中に西園寺侯の巴里行を以て、雪月花の遊に比したに至つては、私は實に驚いたのであります（「其通り」と呼ふ者あり）七十の老翁が死生を賭して參りました、それを雪月花の遊に比すと云ふことが亞米利加へ行つて病氣で途中歸つた人の口から出るに至つては、實に驚いたのであります（「拍手起る）要しまするに（「脫線も甚しいぢやないか」と呼ふ者あり）脫線ではない、此度の條約と云ふものは、私共から見ますれば、決して失敗と云ふことは出來ぬ、失敗でないと見た以上は、此失敗でない所の政府に向つて、特に私は特別調査會を置くの必要はないと思ふのであります、況や將來の方針と云ふものは、本月十一日の 大詔に明かになつて居るのであります、況や各派交涉の結果、是に向つて其詔勅と云ふものに對して、上奏案を以て、御儆飭に感銘拜戴する旨、奉答を致したのであります、要しまするに私共から見ますれば、此度の我が日本の外交と云ふものは、失敗に非ず、而して講和全權大使と云ふものゝ行動は、長き間故、或は一二の物足らぬ點はあるか知らぬが、大體に於きまして、全く稱贊すべきものと私は信ずるのであります、（拍手起る）政府に失敗ないとすれば、何の必要があつて此決議に贊成を致すの必要がある、況や其外の苟も國際の聯盟に於て祕密とすべき約束を致しました範圍外の事は、隨分現內閣に於ては十分に御答辯があるやうに、私共には思へるのであります、故に必要がありましたならば、例へば祕密會議を要求するなり又は全院委員會を要求するなり、又それを致さぬと雖も、出來るだけの說明は內閣がするであらうから私の考では、公然と斯樣なる會で、長島君は御遣りになつたら宜からうと思ひます、要しますのに、私共の考では少しも失敗は無い、此先き安心が出來る安心して托せると云ふ內閣に向つて、調査委員會を置く必要は無いと信じまして、此決議には斷然反對を致すのであります、（拍手起る）

〇議長（大岡育造君） 原總理大臣。

「國務大臣原敬君登壇」

〇國務大臣（原敬君） 唯今長島君より、決議案提出の理由を縷々御演說でありました、其御演說中には種々なる事が擧げられてあります、恐く是に御答へ致す必要も無ければ反駁の必要も無いのでありますけれども、併し如何にも御演說が多岐に亘り、甚しきに至りては、外交調査會委員の對米通牒を起草したる人より、聽いたとまで言はれる、如何にも誠しやかに報道せられるのであります、其內容は極めて杜撰なるもの、牽强附會、唯だ御演說に便なることを述べられたと申しても過當でなからうと思ふ、（拍手起る「曖昧だよ」「默れ」「解散するぞ」と呼ふ者あり）斯樣な次第でありますから、此御演說に對して、一々述べることは、甚だ必要を見ないのでありまするが、大體を申せば、政府に於きましては、今回の講和條約成立に關して、諸君の御了解を得ない事があるならば、幾らも說明を致します、何等外交上差支無い限りに於て、說明を致さぬことは一つも無い、又諸君も必要なる點は、御尋になつて居るやうであります、尋ねざる事を說明するの必要もありませぬけれども、併ながら御質問のあつた事に於て、御答を怠つたことは一つも無い、又今後と雖も御尋になつて宜い、政府は事情の許す限り、是に此講和條約に就て、不明な事があるならば、幾らでも御答辯することを、躊躇致さないのである、然るにそれにも拘らず、外交問題調査特別委員を設けて、調査しやうと云ふことは、何の必要より起つたのでありませうか、長島君の說明に依れば、是は政府を彈劾するに非ず、條約の効果に影響を及すに非ず、政府の外交を掣肘するに非ず、然らば何の爲めでありますか、（拍手起る）分らぬ事を聽かるゝだけならば、遠慮なく數多の條項を擧げて、御聽になつて宜からう、故に是れは此決議案に記載してある所の御趣意は、長島君の御演說の趣意でありますまい、長島君は調査に名を藉りて、政府を彈劾せんとするのでありませう、（拍手）政府を彈劾するに非ずと言はるゝけれども、講和條約に關して種々の非難を擧げて、牽强附會の說を以て、政府の行動を非難せ

られました、是が彈劾に非ずして何である、條約の效果に影響を及さずと言はるゝけれども、講和條約の將來利益の態度、其他に就て——效果に就て種々議論をされたではないか、而して條約の效果に影響を及ぼすのでないとは何事であるか、第三には政府の外交を掣肘するものではないと言はるゝが、現に茲に將來の國際關係を調査して云々とある、之を以て政府の外交を掣肘するものでないと言はるゝことは、此決議案に書いてある事と、演說せらるゝ所との趣意は、矛盾して居る、私共は此御演說の趣意は何か意味あつて、演說は左樣にされたのでありませうけれども、御趣意の在る所は決議案に在るものと見なければならぬ、故に此決議案は、政府の處置を彈劾せられ、政府の信任を問はるゝ意思が無いならば、此調査の必要は無いのである、故に私共は之を以て、演說では如何なる事を言はれて——是は躊躇せらるゝ意味でもありますまいけれども、どう云ふ……（「躊躇とは何だ」「躊躇だ」「默れ」と呼ぶ者あり）どう云ふ事を言はるゝとも、固より議場を欺かれる御精神は無いと明かに承知するが、併し——（私語する者多し）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

○國務大臣（原敬君） 此決議文に現れたる所のものは將來の外交に向つて重大なる關係を及ぼすのである、議會開會以來斯の如きものを設けて、條約案を調査したことも無いのである、況や條約の締結に關しては、今日まで憲法上、天皇の大權を尊重して、敢て口を容れないのが我國の議會政治であります、然るに拘らず、質問應答をして其事柄を審にしやうと云へば、審にすることが出來得るにも拘らず、斯樣な案を提出せられて、是は彈劾に非ず、是は政府の外交を掣肘するに非ずなどと云ふことは、一向意味を成さぬことである、此決議の本文に於ては、政府を彈劾せらるゝものと考へます、政府は決して斯樣な彈劾を受くる行動は無いと信じますが故に、絕對に此案に反對致します。

○岩崎勳君 討論終結の動議を提出致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 通告者もありませぬ、討論終結と見て差支ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議の通りであります、仍て討論は終結しました。

○岩崎勳君 本案は即時否決せられんことを望みます。

〔「贊成々々」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 本案に贊成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○議長（大岡育造君） 少數であります、否決せられました。（拍手起る）

○中村啓次郎君 豫算委員の諸君は、豫算委員室に御集りを願ひます。

○議長（大岡育造君） 此際諸問が一つあります、それは望月長夫君の申出で、二十九日より三十二日間の請暇であります、之を許すに御異議ありませぬか

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 異議なければ之を許します、本日は是にて散會。

午後四時一分散會

○大正九年二月三日（火曜日）

午後一時十二分開議

議事日程 第六號

質問

一 人權蹂躪に關する質問（橫山勝太郎君外二名提出）

二 流行感冒の豫防注射に關する質問（齋藤壽雄君外五名提出）

三 寬城子事件交涉經過に關する質問（松本誠之君提出）

四 西伯利駐兵、同地鐵道監督並海事關係問題に關する質問（正木照藏君提出）

五 物價調節に關する質問（有森新吉君提出）

第一 刑事訴訟法中改正法律案（高木益太郎君提出） 第一讀會

第二 人權保護に關する法律案（高木益太郎君提出） 第一讀會

第三 軍人恩給增額に關する建議案（村松恒一郎君外七名提出）

第四 官幣大社吉野神宮境域擴張に關する建議案（東武君外一名提出）

○議長（大岡育造君） 諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一議員の異動左の如し

大阪府大阪市選出議員白河次郎君の補闕として板野友造君當選せられたり

一去三十一日政府より提出せられたる議案左の如し

大正六年度歲入歲出總決算

大正六年度各特別會計歲入歲出決算

大正六年度歲入歲出決算檢査報告

一昨二日政府より提出せられたる議案左の如し

少年法案

矯正院法案

一去二十九日議員より提出せられたる議案左の如し

官幣大社吉野神宮境域擴張に關する建議案

提出者 東 武君 八木逸郎君

一今三日議員より提出せられたる議案左の如し

未成年者飮酒禁止法案

提出者 根本 正君 高見之通君 鈴木錠藏君 齋藤壽雄君

會計士法案

提出者 關 直彥君 高木益太郎君

一去三十一日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

物價調節に關する質問主意書

提出者 有森新吉君

一今三日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

農業勞働保護獎勵に關する質問主意書

提出者 土井權大君

〔左の報告は朗讀を經ざるも參照のため茲に揭載す〕

一去二十九日議長に於て選定したる委員左の如し

所得稅法改正法律案外六件

武藤金吉君 山本悌二郎君
田中隆三君 井上角五郎君
田邊熊一君 兒玉好熊君
菅原傳君 友枝梅次郎君
西田鋭吉君 中村喜平君
南澤宇忠治君 鈴木錠藏君
片岡直溫君 町田忠治君
大津淳一郎君 高木正年君
本田恒之君 石川又八君
佐々木正藏君 磯貝浩君
藤井善助君 大口喜六君
高木益太郎君 小川鄉太郎君
美濃前彥君 尾崎敬義君
上田彌兵衛君

大正八年法律第五號中改正法律案

根本正君 小田切磐太郎君
西村種禮君 齋藤紀一君
井原喜代太郎君 川崎安之助君
牧口義矩君 關原彌里君
津田毅一君

鐵道敷設法中改正法律案

齋藤珪次君 政尾藤吉君
原田十衞君 前田米藏君
高島順作君 生原忠右衛門君
赤間嘉之吉君 佐藤喜八君
高橋辰二君 原田佐之治君
望月圭介君 小川藏次郎君
齋藤宇一郎君 橫山金太郎君
櫻井兵五郎君 久須美東馬君
河西豐太郎君 小林嘉平治君
川村精之君 石田孝吉君
牧野鐵九郎君 砂田重政君
高島兵吉君 山根正次君
若尾璋八君 大藪房次郎君
橋本太吉君

一昨二日議員席次の變更左の如し

三四 板野友造君

一去三十日內閣總理大臣より左の通發令ありたる旨の通牒を受領せり

農商務省所管事務政府委員被仰付

農商務省書記官 齋藤龜三郎

一去三十日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第一部

豫算委員 松永安左衛門君（富島暢夫君補闕）

第三部

請願委員 寺田省歸君（毛里保太郎君補闕）

第六部

豫算委員 下岡忠治君（本田恒之君補闕）

一去三十日委員長及理事互選の結果左の如し

大正八年法律第五號中改正法律案委員

委員長　根本正君
理事　關原彌里君

所得稅法改正法律案外六件委員

委員長　武藤金吉君
理事　兒玉好熊君
　　　鈴木錠藏君
　　　大口喜六君
　　　小川鄕太郎君
　　　上田彌兵衞君

鐵道敷設法中改正法律案委員

委員長　齋藤珪次君
理事　高島順作君
　　　赤間嘉之吉君
　　　牧野鐵九郎君
　　　山根正次君
　　　若尾璋八君

一去二十一日所得稅法改正法律案外六件委員片岡直溫君辭任に付其補闕として鈴木富士彌君を議長に於て選定せり

○議長(大岡育造君) 是より會議を開きます、諸問を致します、西英太郎君、伊東知也君より病氣に付き、西君は十日間、伊東君は十四日間請暇の申出がありまず、許可することに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、仍て許可致します、第二部選出豫算委員田中萬逸君、第九部選出決算委員長尾元太郎君、第五部選出決算委員正木照藏君、第二部選出請願委員西英太郎君、右何れも委員辭任の申出があります、許可することに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、仍て許可致しまます、各々其部の諸君は、補闕選擧の上屆出あらんことを希望致します、中村豫算委員長より本日以後は本會議中に於ても、豫算の委員會及分科會を開くことに致したいと云ふ申出があります、許可することに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議はないと認めます、仍て本會議中と雖も、豫算の委員會、及分科會を開かるることを許可致します。

〔吉植庄一郎君「豫算の二分科を是から開きます」と呼ふ〕

○武藤金吉君 議長

○議長(大岡育造君) 武藤君。

○武藤金吉君 是より所得稅法、外六件の特別委員會を開きたいと思ひます、御許可を願ひます。

○議長(大岡育造君) 御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 許可致します。

〔武藤金吉君「是より所得稅法、外六件の特別委員會を開きます、委員の御方は御參集を願ひます」と呼ふ〕

○議長(大岡育造君) 此際新に議席に著かれたる、兩君を紹介致します――沖繩縣選出議員岸本賀昌君

〔岸本賀昌君起立、拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 大阪府大阪市選出議員板野友造君。

〔板野友造君起立、拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 是より質問に移ります、人權蹂躪に關する質問――横山勝太郎君。

○横山勝太郎君 議長。

○議長(大岡育造君) 横山君、何ですか。

○横山勝太郎君 司法大臣が御出席がありませぬが若し御差支があるならば、司法次官の御出席を要求致します。

〔津田毅一君「第一分科を開きます、委員の御方は御參集を願ひます」と呼ふ〕

人權蹂躪に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

提出者　横山勝太郎　鈴木富士彌
　　　　三木武吉

贊成者　菲原有介　外三十二人

人權蹂躪に關する質問主意書

京都地方裁判所檢事局に於て某瀆職事件を檢擧するに當り各被告に對し少きは十數回多きは數十回夜間の訊問を爲し接見禁止中の被告人をして自白勸告書の授受を爲さしめ長時間所謂箱中に拘禁したる等人權蹂躪の事實ありと謂ふ其の眞相如何

右及質問候也

〔横山勝太郎君登壇、拍手起る〕

○横山勝太郎君 私は京都に於ける瀆職事件の檢擧並に其取調の進行中に於きまして、恐るべき人權蹂躪の、事實あることを探知致しました、其事柄に就て、聊か政府當局に質問を致したいと考へます、元來我國に於きましては憲法が布かれて既に三十年に相成ります、人權蹂躪などと云ふ事柄は有り得られないのでありまするが、其今日に於て、尙ほ人權蹂躪の事實を耳にし、民に怨言の聲あることを、聞く事を甚だ遺憾とするものであります、是に於て我が日本辯護士協會は、昨冬急遽評議員會を開きまして其席に於て直ちに特別委員を選擧致しまして、其委員には辯護士の太田資時、大井靜雄、新井要太郎、天野敬一、鹽谷恒太郎、平松市藏、及不肖の七人が其委員に當つたのであります、此七名の者は京都並に大阪に出張致しまして、或は官憲に就き、或は被害人に就き、或は辯護人等に就きまして、事實の調査を致しまして、愈々茲に人權蹂躪の事實ありと云ふことを確認致したのであります、茲に一言皆樣に申上げて置きたいのは、道路傳ふる所に依れば今回日本辯護士協會が、人權蹂躪問題で大騷をやつて居るが、彼等は被告人の或者、若くは辯護人の或者の請託を受けて、今回の騷ぎをやつて居るものであると云ふ批評を傳へて居る事柄でありますが、御承知の如く日本辯護士協會は、明治二十九年の創立に係りまして、今日に至るまで二十四五年の間、司法の改善、並に人權擁護に盡力致して居るのであります一被告人、辯護人の請託を受けて、人權蹂躪の事實を調査すると云ふやうな、卑劣なる行動に出づるものでないと云ふことを豫め御承知置きを願ひたいのであります、此故に吾々委員の者は事實の調査を致しまするに方りましても、汎く官吏なり或は被告人の側に接觸致しましたけれども、此事實の認定をするに方つては、毫も辯護人並に被告人の申す事は採用致して居りませぬ、一に當該檢事の言ふ所、當該豫審判事の申しまする所、官文書の示す所に基いて此事實を認定致したのであります、尙ほもう一つ御注意を願ひたいと思ひまする事は、本員等は京都に於ける瀆職事件の被告人等が果して瀆職の事實ありや、否や賄賂を遣るとか取るとか云ふやうな事實があつたかどうかと云ふ、犯罪事件の內容に就ては、毫も審査を致しませぬ、左樣な事が有りましても無くても、それは本員等の關係する所ではないのであります、唯之を檢擧するに方りまして、法律の認めて居る手續に依て居るか、人權蹂躪の事實は無いかと云ふ、此方面に向つて調査を致したのでありますと以下此事項に就て、少しく質問を致したいと思ふのであります、事件の始りは、大正七年の四月の半頃から檢擧を始めました、其檢擧に方りまして、檢事の一松定吉、山本市三、中田梶太、田中彰治、樋口德次郎、是等數人の檢事が、詰まり法律の規定を無視し、人權蹂躪を致したと云ふことに認めたのであります、而して此事實を認むるに方つて、如何なる方面に交涉を致したかと云ふことも、一言述べて置きたいと思ひます、此の事實を探究するに方つて交涉致しました方面は、大阪控訴院の檢事長小林芳郎君同院の檢事三浦榮五郎君、京都地方裁判所檢事正古森幹枝君、京都地方裁判所長の嘉山幹一君、同所豫審判事石井壽太郎君、同加藤健一君等の話を聽きまして、尙ほ京都監獄署の典獄赤塚源二郎君にも面會をして、詳細の說明を求めました、而して京都監獄の內容を全部調査致したのであります、又一面に於いて多少被告人の供述をも斟酌致しまして、又被告事件の記錄をも一瞥致しました、要するに材料は斯の如きものであります、此の幾多の動かすべからざる材料に依つて、我々の探知したる事實は何であるかと申しまするど、第一に御尋を致したいのは、豫算委員會に於いて、國民黨の高木益太郎君より御尋に相成りました點でありまするが、即ち被告人の或者に對して、徹宵の訊問を致したと云ふ事實であります、此の事柄に就いては一月二十八日の豫算總會に於きまして列席の鈴木司法次官は徹宵訊問の事實は無いと云ふ御話がありました、私は詳論は一切省略致しまして事實だけを申上げて置きます、徹宵訊問を受けたる者の中の一人の淺見孝太郎、此の人は大正七年の四月二十二日に樋口檢事に召喚をせられまして、翌二十三日の午前四時二十分、石井豫審判事の令狀に於いて京都監獄に拘留せられました、監獄に入つたのは午前十時十五分であります、即ち四月二十二日の時間は分りませぬが、四月二十二日から、檢事局なり裁判所に召喚訊問を致しまして豫審判事が受取つたのは翌日の午前四時である、其次には並川榮慶は是又大正七年四月二十二日樋口檢事に召喚訊問を受けまして、翌二十三日の午前四時四十分に石井豫審判事の令狀に依つて、京都監獄に拘留せられまして、午前の五時三十七分に入監を致して居ります、又堀田康人は大正七年の四月二十七日に、山本檢事の召喚訊問を受けまして、翌二十八日午前一時加藤豫審判事の令狀に依つて、京都監獄

に收監せられまして、愈々入監の手續の了つたのが午前二時であります、次で井市殘と云ふ人は、大正七年六月三日に樋口檢事の召喚を受けまして、翌四日の午前零時十三分に、石井豫審判事の令狀に依つて京都監獄に拘留せられて、同日午前二時二十七分に入監致して居ります、又岡田常助は大正七年六月三日樋口檢事召喚訊問を受けまして、翌四日午前零時十五分に石井豫審判事の令狀に依て京都監獄に拘留せられて、入監は午前二時一分に相成つて居ります、又河井寅吉と云ふ人は大正七年六月三日、樋口檢事の召喚訊問を受けまして、翌四日午前零時十分に、石井豫審判事の令狀に依て京都監獄に拘留をせられて、同日午前零時四十分に收監を致して居ります、其次に小笹新太郎と云ふ人は、大正七年六月二十五日に山本檢事の召喚訊問を受けまして、翌二十六日の午前零時五十五分、石井豫審判事の令狀に依て、京都監獄に召喚せられて、愈々手續を了つたのは午前一時四十分であります、其次に橋井孝三郎と云ふ人は、大正七年の八月三日一松檢事の召喚訊問を受けまして、同日午後十一時五十分加藤豫審判事の令狀に依て京都監獄に拘留をせられ、入監手續を了りましたのは午前零時三十分であります、寺崎新策は大正七年九月十三日樋口檢事の召喚に依りまして、翌十四日の午前二時に豫審判事の令狀を受け、京都監獄に入監の手續を終了したのは午前の三時であります、木內重四郎は大正七年九月二十六日一松檢事の召喚訊問を受けまして、午後十一時四十分に加藤豫審判事の令狀に依つて京都監獄に拘留せられまして、入監の手續を了つたのは翌日の午前二時であります、斯の如く幾多の被告人が徹宵訊問を受けて、甚しきに及んでは、翌日の午前四時頃に入監せられたと云ふことに相成つて居ります、此事柄を此所で詳しく申す必要はございませぬが、豫審判事が檢事の起訴する所となつて、被告人を其手に受取りました際には、直ちに訊問をする手續に相成つて居ります、而して其訊問は極めて簡單なものでありまして、少くも五分か十分、長くも二十分、三十分を要しないのであります、此故に午前一時、午前二時午前三時であると云ふ際に入監の手續を了つた者は徹宵の訊問を受けたりとして、毫も差支無いのであります、然るに司法次官が、徹宵訊問の事實は無いと云ふことを申して居りまするが、此事實を御探究に相成つたならば、斷じて否認の出來ないことであると私は考へるのであります、又其他に述べた所であると思ひまするのは、夜晩くまで訊問を致したること、言葉を換へて申しますれば、夜間の訊問を爲したること、是は檢事が公訴を提起する以前に於きまして、各檢事が各被告を訊問するに、午後の十時十一時等に及んだものが甚だ少なくない、是は簡單に其名前だけを申上げて置きまするが、被告人の中で矢野長藏、河原文二、山內寬次郎、谷口庄兵衞、白須重右衞門、長瀨傳三郎、五十棲駿夫、斯う云ふ人が夜中晩くまで訊問を受けた人であります、是等の事項に就きまして、當局は如何なる御意見でございまするか、其點を承りたいのであります、第二に承りたいのは、既に檢事が豫審判事に對して、被告事件の公訴を提起致しまして、即ち起訴の手續を了りまして、事件は既に豫審判事の手に移されてあるにも拘らず、引續き檢事が之を訊問する、是は舊來我日本の全國に於ける各裁判所に於て、行はれて居る慣例でございまするが、是は吾々の信ずる所に依れば、矢張違法であると考へます、檢事が既に一應の搜查を了つて犯罪事件ありと思料したる結果、相當の證據に基いて、豫審判事に對して公訴を提起して令狀の請求を致しました以上は、其事件と云ふものは、擧げて豫審判事に移つたものであります、故に豫審手續に事件が移された以後に於て、檢事が所謂搜查權なるものを利用して、豫審判事の承認を得ることなく、濫りに被告人を訊問すると云ふ事柄は、法規の許さぬ所であると考へます、或は檢事局並に檢事局を辯護する側に於きましては、矢張公訴を提起したる以後に於ても、搜查權が有ると云ふことを主張致して居る者もございますけれども、法律の根據が無いのであります、刑事訴訟法の何所を繙いて見ましても、起訴以後に於て檢事が搜查權を有すると云ふ規定は無いのであります、唯だ從來の弊習を襲踏して、斯の如き慣行を繰返して居るに過ぎぬと私は考へまするが、此點に就ても司法當局の意見を承りたいのであります、此問題を解決するに就きましては、此事件を以て、恰も好き材料であると私は確信するのであります、此際に於て司法當局に申上げて、尙ほ意見を質したいのでありまするが、御承知の如く檢事が公訴を提起して、事件が公判に進行したる際に於て、證人を裁判所が喚問する場合があります、此際に其證人が被告人の爲めに不利益なる供述を爲す場合、言葉を換へて申しますれば、檢事側から申しますれば、其條件が利益である場合に於きましては、是は最も容易に落着を致しまするが、若し誤つて被告人に利益なる供述を爲す、言葉を換へて申しますれば、起訴を爲したる檢事側に不利益なる場合に於きましては、間々其立會した檢事は公判の延期を求め、若くは公判を中止せしめて、祕密なる場合に於て、其證人を取調を致しまして、其供述を翻さしめて、其聽取書を更に次の公判廷に出して、被告事件の維持をすると云ふ例もあります、是等は明かに裁判道德の上から申しましても、法規の上から申しましても、甚だ宜しくない習慣であると思ひまするが、斯の如き弊風を裁判上現すのは、如何なる事柄か原因であるかと申しますれば、公訴の提起後に矢張檢事が搜查權を有つと云ふやうな解釋をすることが、即ち其原因であるのであります、唯今廣岡君の御話の如く、法律の解釋を求めると云ふことは、適當でないかも知れませぬけれども、誤つたる法律の下に爲す手續の良いか惡いかを、私は聽きたいのであります、是が第二の質問事項であります、第三に承りたいのは、假りに今日の裁判所、今日の檢事局が執り來つて居る習慣の如く、公訴の提起以後、豫審中に於て檢事に搜索權有りとするも――私は無いと信じまするが、假りに論者の說明の如く搜查權有りとするも、同一の被告人に對して、連日連夜長時間の訊問を繼續すると云ふことは、果して檢擧並に搜查の方法として、適當なるものであらうかどうか、同じ被告人を毎日毎晩連れて來て、同じ事項を同じ人間が毎日々々訊問するのであります彼の收賄の事柄はもう自白したらどうだ、彼の贈賄の事柄はもう白狀したらどうだ、白狀せぬければ又監獄に入れて置いて、又明日之を引出す、又明後日之を引出し、同じ事を繰返し、繰返し、同一被告人に對して檢事が人を替へ、品を替へ、二時間三時間と云ふ時間に亘つて訊問すると云ふ事柄は、是は法規の許さゞる所、又人情の許さゞる所、公平を尙ぶ檢事に於ても、決して爲す事柄ではないのであります、斯の如き事柄を吾々は人權蹂躪と申しますが、司法當局は之を何と御考になるかであります、此事柄に就て事實を指摘して申上げて見たいと考へます被告人、金ケ原武雄と云ふ人に對しては前申上げた田中檢事が、大正七年[illegible]月二十六日[illegible]まで、それから十月八日より引續き[illegible]日まで、[illegible]日間同じ事柄を訊問致して居る、それから[illegible]に對して、一松檢事が十月十日から十三日まで三日間毎回五六時間以上、十一時間の長きに亘つて訊問致して居る、此所で一つ申上げて置きたいのは、十月の十日から一松檢事が金ケ原武雄を取調べた時には、どうであるかと申しまするど、田中檢事が六日間取調べを致したけれども、どうしても自白をせぬと云ふので、然らば今回は檢事を替へて調べた方が宜いと云ふので、一松檢事が代つて取調をしたと云ふのでありまず、以後檢事が替つたのは皆な此例であります、次に橋本孝三郎と云ふ人に對しましては、中田檢事が大正七年十月二日より八日まで、七日間引續いて訊問致して居ります、又古川勝次郎に對しては田中檢事が大正七年九月二十九日より十月五日まで七日間、毎日長時間の訊問を致して居ります、次に木內重四郎に對しては、一松檢事が大正七年九月二十七日より十月十三日まで〆て十四日間、毎日監獄署から引出して、長時間の訊問を致して居ります而して其間には――其十四日の間には、九月二十九日の日に、京都地方裁判所の小森檢事正自ら出馬して、嚴重なる訊問を致して居ります、十月五日には豫審判事が一回訊問致して居ります、斯の如く十四日間に亘つて、其間に小森檢事、石井豫審判事を加へて、同一の檢事が同一の被告に對して、同一な事を取調を致して居ります、それから尙ほ一松檢事は木內重四郎に對して、十一月二十六日より二十九日まで、四日間連續取調を致して居ります、是に於て司法當局の御考を願ひたいのでありますが、兎に角相當の地位を有ち、相當の名譽を有ち、相當の學識を有つて居る被告人に對して、同じ事を二週間三週間も取調べて――訊問をしてそれで結果を得ると考へるのでありますか、若し結果を得るとするならば私は是は矢張――其取調が公平を缺いたものであると考へます、白狀しないと定つたものを何日も取調べると云ふことは、宜くないと思ひます、之に類する例は五十棲駿夫に對して、一松檢事が大正七年十月十九日より二十四日まで六日間、連續訊問をやつて居ります、それから三矢宮松に對しては、中田檢事が大正七年九月二十六日より十月一日まで六日間連續訊問、それから一松檢事が三矢宮松に對して、

十月五日より九日まで五日間、十一月四日より九日まで六日間十一月十六日より二十日まで五日間、十一月三十日より十二月三日まで四日間、長時間の訊問を致して居ります、結局之を計算して見まするると三矢宮松に對しては、一松檢事のみにても二十日間連續して同一の訊問をやつて居る、檢事は忙しいと云ふが、忙しいのでは決してない、白狀しない者を二週間も三週間も掛つて訊問するから檢事局も忙しくなるのであります、玆に當局に事實の御調査上御注意までに申上げて置きたいと思ひまする點は、今私が同一の被告人に對して連日長時間の訊問を爲した事を申上げましたか、其事柄は大正七年の九月二十三日以後の分だけであります、九月二十三日以前の事は些も申上げて居らぬのであります、何故九月二十三日以後の分だけを申上げたかと申しまするに九月二十三日以前に於ては、同一の方法に依て訊問した事は明瞭でありますけれども、是は官文書の徵すべきものが無いのであります、九月二十三日以後は、京都監獄署に於て餘り被告人を頻りに引出して取調をするが後日是が何か面倒な問題でも起つては困ると云ふ事の心配を致しまして、九月二十三日から京都監獄署に「京都監獄出張判檢事退廳時刻調」斯う云ふ帳面を作りまして、それに一々監獄の官吏が記載を致したのであります、それで九月二十三日以後が明瞭になつて居るので、以前は其事柄は官文書の上に徵すべきものが無いのであります、併ながら事實は九月二十三日以降も、九月二十三日以前も、決して違ひはないのです、是は吾々がもう典獄に就て御話を承つた際にも同樣な話がありました、九月二十三日以後は、如何にも從來の遣方か激しく、如何にも從來の訊方が頻繁であると云ふやうな心配の爲め、斯う云ふ文書を作ることになつたのでありまして、以前も矢張同樣であると參考になつて宜しいのであります、而して殊に此連日に亘る長時間の訊問に就ては、監獄の官吏は一人も立會つて居りませぬ、全く檢事か之を祕密に調べて居ります、斯の如き訊問が違法であると云ふ事柄は、刑事訴訟法の九十二條の第二項――法文は讀みませぬけれども、其條文を御讀みに相成りますれば、さう云ふ事は違法であると云ふことが分ります、即ち此第三の質問事項に就て、尙ほ數箇の質問を致して置きたいと思ひますのは、今申上げましたやうな檢事の取調方法が、果して相當であるかどうか、それから是は先刻申上げましたやうに、悉く監獄署に出張して訊問を致したのでありますが、皆樣も御承知の通りに、我國には官制あり、監獄法あり、裁判所構成法がありまして、監獄署に於ける官吏の爲す所の職務の範圍裁判所に於ける判檢事の爲す所の職務の範圍は、悉く明瞭に定つて居ります、監獄署の官吏が裁判所に行つて監獄の事務を取扱ふと云ふことは違法であります、同時に裁判所の判檢事が監獄に出張して、裁判事務を執ると云ふことも違法である、併しながら時には例外がありますし、事情もありますから、五日や三日裁判所の判檢事が監獄署に出張すると云ふやうな事柄は、事實として承認せねばならぬ場合があらうと考へますが、併ながら本件の如きは、大正七年四月半ばよりして、十二月半ばまで約八箇月、毎日監獄に出張をして居る、裁判所と監獄署とを全く穿違へて居る、斯の如き事柄が、果して檢事として爲すべき事柄であらうかどうか、私は斯樣な事は決して爲すべからざる事であると考へます、それから最後に申上げました如く、被告人を訊問するに方りましては、獨立の豫審判事と雖も、尙ほ立會人を要するのでありますか、檢事に限つて、獨り監獄署に出張を致して、監獄署の吏員の立會をも爲さしめずして、祕密に之を訊問すると云ふやうな事柄は、果して適當であるか、合法であるか、人權蹂躪でないかと云ふことを承りたいのであります、それから第四に承りたいのは、是は監獄署と裁判所の關係に相成る事でありまするが、先刻來申上げました如く被告人等は、即ち本件の被告人等は悉く未決監獄に拘留されて居る者である、而して訊問を爲したる場所は悉く監獄署である、監獄署は御承知の如く、既決の囚人を拘禁する所であります、既決の囚人の中には、赤い著物を著て居る者が大部分ありまして、稀には青い著物を著て居る者があります、要するに罪人なりと裁判上確定の判決を經て、而して刑の執行を受けつゝあるのであります、本件の被告人等は瀆職罪の被告人として、犯罪の嫌疑は受けて居りますけれども、まだ其罪狀たるや毫も決つて居らぬのであります、嫌疑を受けて居るけれど、まだ無罪の人である、此人々を訊問するに方りましては、裁判所構成法、或は刑事訴訟法に相當な手續がありまして、相當なる方法に依て、適當なる訊問をしなければならぬと云ふことは、申すまでもないのであります、それを未決監から、既決の囚人の居る所を通過せしめて、而して既決の囚人を取扱ふ場所に於て、之を訊問すると云ふことは、どうでありますか、取調を致した場所を調査して見ますると云ふと、其最も甚しきは囚人取調所、即ち罪人と確定したる者を取調をする場所に於て、訊問を致して居ります、少しく優遇を與へたかと思ひまする分は、典獄の應接所で調べて居ります、或は會議室、或は宿直部屋、斯の如き場所に於て訊問を致して居る、それが晝間ばかりではない、夜間に亘つて取調を致して居る、斯の如き事は私の考では甚だ、被告人に對して、御取調の方法を缺くものでありまして、甚だ宜しくない事柄であると考へます、此故に唯今申上げました第四の事項に就て御尋を致したいのは、京都地方裁判所の檢事が京都監獄署に出張を致して、囚人取調所其他の場所に於て、被告人を訊問すると云ふやうな事柄は、果して適當であるか、どうか、又斯の如き方法を承認するならば、法律に依て裁判所と監獄署と云ふものを區別した理由は、毫も無い事になります、裁判所の役人が自由に監獄署の營造物を使用する、應接所と云はず、囚人取調所と云はず、事務室と云はず茶呑所と云はず、宿直部屋と云はず、悉く裁判所の檢事が行つて之を占有して使つて居るのであります、其結果監獄署の官吏、或は監獄署の給仕、監獄署の小使、或は監獄の宿直をする人等は餘分の義務に服せねばならぬ結果に相成ります、其結果としては實に大正七年の四月から、大正七年の十二月に至る八箇月間のことでありますからして電氣も使つたでありませう、薪炭も使つたでありませう、電燈も使つたでありませう、斯の如き事柄を致しますならば、京都監獄署に向つて、吾々は諸君と共に豫算の協贊を與へる所の必要が無いと私は考へます、餘所の判事や檢事が來て、自由自在に使つても餘るだけの豫算を取つて置くと云ふことは、不都合だと私は考へます、是故に當時赤塚典獄は吾々に向つて其當時の事情を述べて居られましたが、典獄の話に依ると云ふと、實に申譯のない次第で、吾々監獄の官吏は、檢事の方から少しの間監獄署を貸して貰ひたいと云ふことであるからして、僅か一室か二室を五日か三日間、御使用になるものと思ふて居つたと斯う言ふので、所が二箇月經つても、三箇月經つても、連日連夜御出になるので、先づ一番に苦情を言出したのは監獄署の小使であります、監獄署の小使が言ひまするに、吾々は監獄署の小使である、此故に監獄の仕事が澤山あつて忙しい、多忙であると云ふならば、何所までも仕事を致しますけれども、餘所の判事や檢事が御出になつて、餘所の仕事をして夜晝使はれては洵に忍耐が出來ないと言つて、小使が苦情を言出した、次には宿直の人間等で、どうも何時來て何時歸るか分らぬ、歸るまで起きて居なければならぬ、其次には看守や押丁であります、監獄署の規則として、習慣として、監房に入れてある所の被告なり囚人と云ふ者は、夜は絶對に出さない規則である、出すことは非常に危險である、それを連日連夜午後の九時であらうが、午前の零時であらうが、來て彼れを引張つて來い、之を仕舞へと仰しやるで、殆ど監獄署の官吏も忍耐が出來ないと云ふ有樣であつて、斯の如き事柄を京都地方裁判所の檢事或は大阪控訴院から出張して居る檢事諸氏が致されましても、それが適當である、合法である、差支かないと云ふことが言へるかどうか、之を承りたいのであります、第五に事實を擧げて承りたいと思ひまするのは、此點は高木益太郎君よりして、豫算總會に於て一寸御質問がありましたが、極めて大體な話でありましたからして、私よりも更に一言致して、當局の說明を求めたいと思ひます、それは既に檢事が京都瀆職事件の起訴の手續を了りまして、豫審判事の手に事件は全部移つて居るにも拘らず、否な事件が豫審判事の手に移りしのみならず、豫審判事は被告人を受取つて、入監の手續を致しますると同時に、接見禁止、並に書面の授受、物件の授受、悉く之を禁じて居るのであります、然るに其豫審判事の命令を犯して、先刻申上げました各檢事は、豫審判事の許可なくして或者に面會をせしめ、或は書面の往復を許したと云ふ事實があります、是が果して人權蹂躪でないか、違法でないかと云ふことに就て、質問を致すのであります、此事實を一寸申上げますると云ふと、檢事は被告人の或者をして、告白書、それから上申書、其他色々の名義を付けましたる所の書面を認めさして、檢事自ら之を他の被告人に授けて、さうして其書面に基いて自白を勸告して居るそれが爲めに自白勸告書なり、或は上申書なりを受取つたる所の被告人は――此書面を出したる被告人

が、どう云ふ係違を豫審判事なり檢事に對して、致して居るかと云ふことを知ることが出來たのであります、それに依て其書面を受取つた被告人は、相當なる係違を爲したと云ふことになるのであります、其例を申上げて置きます、其法律關係は、高木氏より御質問の通りでありますからして、其事實を申上げて置きます、被告人の中の寺崎新策は、大正七年の九月十四日午前二時頃、豫審判事の石井謙太郎の命狀に依りまして、京都監獄に拘禁せられて、即時に同判事の命令を以て「拘禁中監房を別居にし他人と接近及書類授受並に家族名義以外の者との物件並信書の授受を禁止す」此命令を受けて居ります、此被告人に對して一松檢事は、大正七年九月十七日附の山内寛次郎と云ふ者に宛てましたる、告白書と云ふものを書かせました、第二には同じ日附で、河原崎文二と云ふ者に宛てまして自白勸告書を書かせました、第三には同日附布浦伊三郎に宛て勸て、自白勸告書を書かせました、第四に九月十八日附を以て、山内寛次郎に宛てたる第二の告白書なるものを認めさせ、第五は矢張九月十八日附で、河原崎文二に對し第二の告白書を書かせました、其翌十九日に河原崎文二に宛てまして、第三の告白書を書かせました第七には同日附を以て、堀田康人に宛て告白書を書かせました、第八には同日附を以て、福井孝三郎に宛て告白書を書かせました、第九には九月二十七日附で、並川榮慶に對して告白書を書かせました、第十には九月二十九日附で、井上治三郎に對して告白書を書かせました、第十一には十月十七日附を以て白須重右衞門に對して告白書を書かせました、即ち一松檢事は寺崎新策なる者に對して、數人の人に宛て、實に十一通の自白勸告書を書かせたのであります、此結果は其書面を受取りました被告と寺崎新策とは、事實の往復が出來て居るのであります、それから唯今申上げたのは被告人同士の關係でありますが、被告人以外の者に宛てても尚ほ書面を書かせました、即ち寺崎新策をして、大正七年十二月十二日附で、寺崎至と云ふ者に對して書かせました、寺崎至は即ち寺崎新策の父に當ります、其次に寺崎英子是は家内であるか娘であるか判りませぬが、婦人に宛てゝ書面を書かして居ります、是が皆各本人に屆いたか、どうか知れませぬが、兎に角檢事が押收して持つて居るのであります、又同月の十七日附で大津勢助、田中傳の此兩人に宛てまして、「告白書」と題する書翰を認めさせました、此數多の書面を與獄の檢閲も經ず、豫審判事の檢閲も經ず檢事が勝手氣儘に書かせて、勝手氣儘に之を取次れたのであります、次に檢事は山内寛次郎に對しても、同樣の方法を執つて居ります、山内寛次郎は大正七年六月六日に、加藤豫審判事の命狀に依て拘禁されたのでありますが、同日寺崎新策同樣に接見禁止、並物件授受禁止の命令を受けて居るに拘らず、一松檢事は大正七年八月二十九日附大槻粂藏宛の自白勸告書、同八月三十日大槻粂藏並に北村利太郎宛自白勸告書、九月一日附大槻粂藏宛自白勸告書、九月二日附大槻粂藏宛注意書、十月七日附白須重右衞門宛自白勸告書、之を各檢事に於て、各宛名人に對して傳達を致して居ります、又被告の北村利太郎に對しても、田中檢事が同樣の方法を執つて居ります、即ち北村利太郎なる人は、大正七年六月二日石井判事の命令を以て、前被告と同樣の命令を受けて居るにも拘らず田中檢事は北村利太郎をして、大正七年九月二日附で、山内寛次郎に對して、寛次郎より金百五十圓を受取りたる外、何人よりも收賄をしたることは無いと云ふことの書面を書かせまして、之を寛次郎に示しました、それから其次は大槻粂藏――大槻粂藏も亦大正七年六月七日に、石井判事より同樣の命令を受けて居るに拘らず、田中檢事は山内寛次郎に宛てて、大正七年九月二日附寛次郎より金二百圓を渡したる外、何人よりも受取つたる金は無いと云ふことの書面を認めさせて寛次郎に示しました、次に奧田久兵衞と云ふ人は、大正七年六月二十日石井判事の命令に依て、同樣の禁止處分を受けて居るにも拘らず、一松檢事は大正七年九月三日附「一松檢事宛上申書」なるものを提出致しました、其内容に依りますると云ふと、共同被告人の中の、山内寛次郎、大槻粂藏、北村利太郎、古川勝次郎、三矢宮松、寺崎新策、内貫淸兵衞等が收賄したと云ふことの犯行を申出でると云ふ趣旨でありまして、結局自白を強要するの具に供したるものに外ならぬと私は考へるのであります、次に木内重四郎は、大正七年九月二十六日附加藤豫審判事より、同樣の禁示命令を受けて居るにも拘らず、一松檢事は木内重四郎に對して、大正七年十月十八日附、三矢宮松、及金ケ原武雄に宛、自白勸告書を書かしめまして取次いで居ります其次は金ケ原武雄であります、同人は大正七年九月二十四日石井豫審判事より、同樣の命令を受けて居るに拘らず、中田檢事は被告人の中で石田善兵衞をして、金ケ原武雄に宛て、「進言書」なるものを認めさせまして、之を武雄に取次ぎました、是に各被告人をして、被告人の間に取次がしたり、示したりした關係でありますが、最後にもう一つ申上げて置きたいのであります、是は此書面の表面に依りますと云ふと、裁判所の用紙に書いてありますからして裁判所の用紙を檢事が被告人に與へて書かしたものであると認めますが、其書面に依りますと、大正七年九月二十七日附木内重四郎君より、三菱銀行の三宅川支店長宛の書面であります、此書面は裁判所の用紙に書いてあるのであります、其内容を一寸此所で申上げて置きます、如何に檢事が傍若無人の取扱を致したかと云ふことを見るに、恰も好き證據であると考へます、其書面に依りますと「拜啓一昨年即ち大正五年五月に小生は京都に來れり同年六月より十二月迄六箇月間に屢々小切手にて金銀を銀行より引出したり其寫しを(何年何月何日金何圓を列擧せられたし)示し下され度御依賴申上候尤も是れは祕密に願上候一松檢事に内示出來るやうに右六箇月間を列擧せられたし」括弧で月日を記入して「小生入落の事は祕密に願上度候頓首九月二十七日木内重四郎三宅川支店長殿」さうして檢事が被告に對して、自分の來たことは内證にして呉れと云ふことを書かして、檢事が取次いで居る、而して豫審判事は之を知らぬ、豫審判事の話に依りますと、此事は無論知らぬと言つて居りますが、檢事は尚ほ木内をして電話も掛けさして居る、檢事は木内に對して、自分が三菱銀行に行つても帳面を見せぬかも知らぬからして、君が電話を掛けて置いて呉れと云ふ事を言つて居る、斯の如き事を致しますならば、豫審判事は何の必要あつて、書面禁止、若くは外間との交通禁止をしたのであるか私には分りませぬが、豫審判事が外間との交通を禁止したる理由は、全く檢事に依て滅却されたのであります、斯の如き事をも檢事は致して居るに拘らず、「是が尚且つ違法に非ず、人權蹂躙にも非ずと云ふ事が言へるのでありませうかどうでありませうか、此所で私は一つだけ證據を讀んで置きます、是だけありますけれども、之を讀むことは皆さんに對して恐縮でありますし、又之を官報に載せることも甚だ何でありますから、其中の一つだけを讀んで、如何に檢事が傍若無人の行爲をしたかと云ふことの證據に致したいと思ひます、誠に長らく恐縮でありますが、もう少し[illegible]します、更に一點だけを申上げますが、是は寺崎新策より大正八年の一月十日附で、一松檢事に出した書面であります此標題は「上申書」とあります、其中に斯の如き事を記載してあります「一、併合罪の刑期の計算方法を被告に諭示せられたるは閣下なり」是は何でも澤山罪があるのだからして、自白すれば併合罪の規定で安くなると云ふことを示したらしい、其御禮狀らしい、「一、老父の罪は之を免ずべし被告人赤誠を以て府會の綱紀せる事情を究明するに力むべしと諭示されたるも閣下なり」即ちお前の父の罪は免してやるからして、お前は赤誠を以て府會の綱紀せる事實を陳述せよと云ふ、是は後に機會があれば申上げますが、寺崎新策の父が何か罪を犯して居る、一方に此父の罪を檢擧すると云ふことを言ひつつ訊問した、お前が言はなければ父を縛る、言へば父を免じてやる、斯う云ふものですから、此文章が出來た「一、御諭示を奉じ誠意此事に方りたる時上長官の諸賢閣下も亦被告の誠意を賞せられたりと示されたるも閣下なり」お前が能く白狀すると云ふのを上長官に話した所が、上長官も御褒になつたと云ふことを告げて、餘程懷柔策を講じたものだらう、上長官の御褒に預つて難有いと云ふことを此所で申して居る「一、被告は年齒盛んにして尚後の活動に待つべきもの多し一切を告白して天の罰法の刑共に之を受け將來實業界に立ちて全力を竭し、猶復權の恩典に浴し罪障の幾分の一を償はざるべからずと皷舞されたるも閣下なり」詰まりお前はまだ若いからして、早く白狀して、復權の恩典に預つたら宜いぢやないかと云ふので、檢事は裁判の確定せぬ中から恩典を約束して居る、其次には「一、被告の將來あるは認むる所にして憐察に不堪又起つべからざる迄に觀つが如きは忍びざる所なり府會問題には全力を傾注し更らに被告の罪狀中父に關係なきものは一切之を告白せよと諭示されたるも閣下なり」爺の事は言はなくても宜い、お前の事は全部言へ「今や被告父子は俎上の魚、生殺一切の權は擧げて閣下及諸賢にあり今に於て何の策がありてか大恩ある閣下を冐し閣下を欺き其罪を深くし」云々と斯う書いてある、之に

依て見ると如何に檢事が祕密の場所で被告人を取調べて、或は早く自白すれば恩典になるとかお前が自白すれば父の罪は免じてやるとか云ふやうな、檢事として爲すべからざる事言ふべからざる事を言うてさうして被告の自白を强要したと云ふ事實が、歷々と見えるのであります、次にもう一つでありますが是は翌年の一月二十四日附で、寺崎新策より一松檢事宛の書面であります、前略と致しまして、「上長官並に閣下の賞詞を受けて昨年末に至りたるは全く老父至の罪を宥免を悃願せるの苦衷に外ならず」詰まり御愍を忝う致しまして色々の事を申上げて參りましたが、それは全く老父の至と言ふ者の罪を免じて貰ひたい爲に申上げた苦衷と云ふものに外ならず事實の自白であるかどうか全く判らない、次に「被告は父の罪狀に泣きて遂に病床に伏し父の收監されんとするや閣下の慈言に甘へて其猶豫を希ふて父を諭示し妻を諭し遂に病中深夜に御臨監を請ふて被告の一切の經歷を告白して父の罪の御許しを願へり」中略「一意父の罪を救ひ父に代るべきを以て心とせる被告は父の自白の儘を被告の自白とし」もう一遍申上げます、「被告は父の自白の儘を被告の自白とし閣下並に諸賢の赫怒を慮るの暇なかりし舊矚長瀨事件は被告の罪に歸して長瀨氏の出監を見るに至り深く安じ爲めに病氣の全快を見るに至り今や他の御取調の進行を待ちつゝありしに何ぞ知らん本月二十一日更に豫審廷に於て同事件につき官闘札の使途の詳細なる御取調べとなり細より微に入り其辯明の途を失ひ、父を救はんとせる苦心も今や立つるに途なく本日一切の不心得を告白して子として父の罪を申立つるの悲况となれり」之に依ても此間まで貴方に自白致しましたのは、全く父を救ふ爲めであつた故に、父の關係のある事件と云ふものは、濟んだと思うて居つたにも拘らず、其事件の取調が始まつた、それではもう父の罪を救ふ譯に行かぬから、洵に困る立場になつて居ると云ふことを申して居るのであります、之に依て見ますと檢事がお前の父の罪は免じてやるから、府縣會議員の瀆職事件の方を一切自白したが宜いと云ふので、是は詐稱誘導的に訊問したと云ふことの證據になると思ふ、是れ即ち人權蹂躪であると思ひます、此の中に澤山讀んで置きたいと思ひますことがございますが、併し諸君の倦怠を買ふことは甚だ遺憾と思ひますから、此の點で止めて置きますが、要するに豫審判事が各被告人に對して、外間との交通、並に被告人同士の共謀を止むるの目的を以て、嚴重なる命令を發して居るにも拘らず、檢事が豫審判事の承認を經ず、同意を經ずして勝手氣儘に書面の往復を許し外間との交通を許すと云ふやうな事柄は、斷じて爲すべからざる事と思ふのであります、斯の如く致しますれば、裁判官の獨立は何所にあるか、吾々の信ずる所に依れば裁判官が憲法の保障に依て、獨立の職權を持つて居ると云ふ事柄は、行政官たる檢事よりして、其職責の範圍を侵さしめないと云ふ、私は一の目的を包含して居ると思ふのであります、然るに京都地方裁判所に於ける、此檢事の取扱振りと云ふものは、全く判事と云ふものは眼中に無いのであります、判事が何と云ふ命令を下して居らうが、さう云ふ事には毫も拘束されずして、自由に外間との交通を許し、文書の交通を許し、被告人同士の書面の往復を許す、全く傍若無人の事柄でありまして、私は如何にも檢事橫暴の事弊を現したものと確信を致します、

大岡議長議長席を退き濱田副議長代り著席」

第六に是亦豫算委員會に於て多少御話がありましたが、尙ほどうしても是は申上げて置かなければならぬ事柄であります、即ち第六に御尋を致したいのは被告人に對して檢事が侮辱を與へ、若くは被告人の身體に對して苛酷なる取扱を爲したりと云ふ點であります、侮辱の點はどうであるかと申しますれば、冒頭に申上げました如く、吾々は被告人並に辯護人諸君の言はれる所は、毫も是は採用致しませなかつたが、被告人の或者は斯う云ふことを申して居ります、私は之を信用するのでありませぬが、檢事は吾吾を訊問するに方つて、或時は夜分麥酒を飲んで來て、眞赤な顏をして御取調になつた、是は有る事か無い事か知りませぬ、私は無きことを希望致しまするが、どうも大正七年の四月から大正七年の十二月まで約八箇月間、晝夜やつたのでございますから、どうも祭日などには、麥酒の一杯位は飲んで來たこともあるのではないかと思つたこともあります、併し是は信用致しませぬ、又或被告が申しますのに、檢事は訊問中に煙草を吾々の顏に吹掛ける、今日も亦自白せぬか——言葉が終ると同時に煙草を吹掛ける、私は煙草が好きであつて、如何にも苦痛でありました、其態度が如何にも失敬でありましたと言つて居る、是は一人や二人が言ふのでありませぬ、數人の被告人が、殆ど泣かんばかりにして訴へて居ります、併し是も私は信用を致しませぬ、併ながら被告人は左樣に申して居ります、檢事の名前も分つて居りますが、是も申上げませぬ、又或被告の言ふ所に依れば、檢事は御訊問中に私の面前へ足を突付けた卓子の上に足を載つけたと言ふ是も私は信用したくない信用したくないが、此點に就ては遺憾ながら檢事正も、當該檢事も、皆な之を認めました、然らばどう云ふ場合に被告人の面前に足を出したかと云ふことを申上げまするど、當時は脚疾であつて、どう云ふ所が痛かつたか知りませぬが、脚疾であつて椅子に腰を掛けて居られなかつたから、卓端に即ち卓子の端に足を上げたことがあると云ふ、是は古森檢事も、一松檢事も、亦足を上げた檢事も認めて居りました、麥酒と煙草の點は姑く私は申上げませぬ否な斯の如き事は無いことを希望致しますが、足の點は遺憾ながら檢事正首め皆な御認になつて居る、假りに檢事御主張の如く其訊問をせらるゝ檢事が偶々足が痛んで居つたに致しましても、被告人の面前に足を擧けて訊問するとは何事であります、被告人は牛でもなければ馬でもないのであります、其面前へ繃帶をしてあつたか、どうかは知りませぬが、足を載つけて訊問するとは何事であります、檢事の方では御病氣であるかも知らぬけれども、此訊問に面前で足を突付けられたる被告人は、病氣であるか、病氣でないか、醫者でないから判斷することは出來ませぬ、假令病氣であつても私はいかぬと思ふ、何所の國の裁判所に足を突付けて訊問する所がございますか、之を以て見れば、煙草を吸つた位の事はありはせぬかと、私は疑問に堪へぬのであります、若し足が痛いならば、其日は訊問しなくても宜い、而も之を受けた被告人は一人ばかりでない、兎に角皆な府會議員であるとか、府知事であるとか、警部長であるとか云ふやうな、相當の官職を有ち、公職を有つて居る被告人である、其被告人の面前に足を投出して訊問するとは何である、個人間に於ても非常なる罪惡である、況や謹愼嚴正を尙ぶ所の檢事が、被告人の面前に足を突付けて訊問をするとは、橫暴も、專橫も、是れ以上の事は無いと私は思ふ、此點はどう云ふ工合に司法當局は御辯解に相成りますか私は之を聽きたいのでございます、又被告人の中の上田莊吉なる人は、名前は分つて居りますが——申上げませぬが某檢事を對手取つて、凌虐罪の告訴を提起して居ります、告發狀とも聞いて居りますが、それは內容は判りませぬ、其事件の內容は言ふに忍びませぬから申上げませぬが、要するに非常な凌虐の行爲ありと致して、檢事を對手取つて告訴をして居る、此檢事を對手取つて告訴を爲したる事件は、京都地方裁判所の檢事局に於て、之を訊問しては、公平を缺くの虞があると云ふことから、大阪控訴院の三浦檢事が自ら之を取つて調査をして訊問をしましたが、是は高木君も言はれるやうに、被告も御取調になり、檢事も御取調になりまして、どう云ふ理由かどうか知りませぬが、不起訴になつて居りますが、此瀆職事件の辯護人の一人よりして、京都地方裁判所の公判廷に於て、此事件の記錄を請求して居ります、公平なる裁判官は之を許して居ります所が檢事局は之に反對をして居る、現に取寄に應じない檢事局の惡事を告訴せられて、若くは告發をせられて、其書面を裁判所に出して與れと云ふて申請があつて、裁判所が許して居るに拘らず、檢事が之を出さない、私の考では後暗い所があるから、出されぬのであらうと思ひます、若し果して凌虐罪の事と云ふものが、全く荒唐無稽の事柄であつて、事實に違つて居ると云ふならば、宜しく堂々と公判廷に御出しになつて、此黑白の批判を受けた方が宜しいと思ひます、私は此意味に於て、當議會に此調書を御提出を願ひたいと思ふ、御提出を願つて、一は以て凌虐の事實なる事を立證したいと考へます、若しそれがさうでなかつたならば、私は告訴告發を受けたる檢事の寃を雪きたいと思ひます、司法權の威嚴の爲めに、私はさうする方が適當と考へます、又被告人の下で三矢宮松、是は大阪府に於ても長い間相當の官職に居つた人でありますが、此人は現に訊問を爲す所の檢事に向つて、餘り尊大不遜の態度を以て訊問致しましたから、無禮であると云ふので鐵拳を揮つて毆打せんとしたと云ふ事實があると云ふ話であります、是亦私は其事實を三矢本人の爲めに否認致したい、檢事局の爲めに否認致したいのであるが、京都に行きまするど、誰でも此事實を言つて居る、之が爲めに此事實の眞否は私は存じませぬけれども京都に於ける檢察官の威信は全く地に墜ちて居る、麥酒を飮んだとか、煙草を喫んだとか、足を擧げた

とか、毆ぐられさうになつた、何所に行つても其話をして居ります、斯の如くにしてどうして其の檢事局の威信が保たれますか、若し是等數點の事實に依て、檢事が被告人の或者に對して侮辱を與へたる事實はあるのではないかと思ひます、當局は相當なる檢事を派遣せられまして、徹底以來調査に著手致して居りますからして、此點の詳細なる御報告を御受になつて居ると思ひますから、是も詳細御答辯を願ひたいのであります、次は侮辱を與へたるのみならず、苛酷の取扱を爲したる點であります、是は所謂豚箱の問題であります、此豚箱と云ふのは、此間も豫算委員會で問題になりました、司法次官の豚箱と云ふのは、辯護人が言ひ出して居る、何所の監獄署にも有る箱であつて、決して豚を入れて居つたのを、豚を出して被告人を入れた譯ではない、それは被告人でない辯護人の或者が付けた名前である、と斯う云ふ御話でありますが、それは全く違つて居ります、吾々が京都に出張したる際に、各方面の調査を致しました結果に依れば、是は被告人の一人が言出した言葉であります、それは江羅直三郎であつたと記憶致して居ります、當人が申しまするに、連日連夜取調べを受けて、どうしても自白をしない、其時分に檢事が、それでは又お前は彼の箱に入つて居れと云ふ話であつた、其時分に被告人が曰く、此暑いのに彼の豚箱に入るのですかと言つた、入つて居れと斯う言つた、それが豚箱と云ふ名稱の出つて起る起原である、辯護人が付けたのでも何でもない、豚箱と云ふのは決して豚を入れてあつたのを、豚を逐出して人間を入れた意味でなくして、豚を入れるやうな粗末な物と云ふ意味であります、此豚箱なるものは私も入つて見ましたが、（笑聲起る）高さが丁度五尺六寸許りあります、幅が二尺許りあります、奧行も二尺四五寸あつたと思ひます、板で作つた押入形の箱であつて僅に身體を入れ得る、吾々のやうな體の小さい者は餘り苦痛に思ひませぬが、少し體の大きい者は、身動きのならぬ箱であります、（「簡單」「謹聽」と呼ふ者あり）私は此豚箱に入つた時に、斯う云ふ感じが起りました、是は奇麗な紙が貼つてあつて、さう穢なくないでないか、併し此所に長く入れられると云ふと、餘程困難に違ひない、此奇麗な紙が貼つてある點に就て承りますと、當初は實に穢なかつたのです、眞黑くなつて、爪で落書をしてしまつて、殆ど目も當てられない程穢かつたのであるが、豚箱問題が起つて東京から辯護士が取調に來ると云ふことを聞いて、京都の監獄で狼狽て貼り替へて、僕等の入つた時分には、奇麗になつた、何で之を貼替へるか、今現に其訴訟事件は、京都地方裁判所に繼續を致して事件は、進行中であるに拘らず、殊に其事件の辯護人は彼の豚箱に入れたのを拷問であると主張して居るに拘らず、其訴訟材料の變更を企てると云ふことは、典獄がやつたにしても、檢事が命令したにしても、どつちにしても不都合であるさう云ふ事實である、要するに此豚箱の中に被告を入れましたのが、是は詳しい事は御倦怠のやうであるから申上げませぬが吾々の調査する所に依れば、一人にして數十回、是は決して間違の無い事實であります、而して其數十回の中で、一回の時間は數時間に及んだものであります、大正七年四月から大正七年十二月二十一日まで約八箇月間、殆ど連日檢事が訊問して、連日被告人を其所に入れて居つた、八月盛夏の交も、二月極寒の際も、悉く其所に入れて居つた、是は身體に對する——私は從來ありまする拷問の程度に達したるものとは申しませぬけれども、被告の身體に對して、苛酷なる取扱をしたと言はれても、仕方があるまいと思ふ、而して此豚箱問題は、此箱の中に入れたと云ふ一事は、私は決して人權問題に影響は無いと思ひます、相互の誤見を避ける爲めに、便宜上其所に入れたと云ふことは、或る意味に於て人權擁護の目的の爲め必要でありますけれども、之を數時間の長きに亘つて此所に入れて置くと云ふことは、即ち人權問題であると思ひます、要するに此豚箱の問題は、箱それ自身の問題に非ずして、時間の問題である、五分か三分間、其必要に應じて其所に入れると云ふことは、毫も差支ないと考へますが、之を三時間も五時間も此所に入れるに至つては、人權蹂躙も甚しきものであると私は考へる、此點に就て私は承りたい、一つの證據を擧げて置きますが、京都の監獄に於て、典獄の赤塚源二郎氏に面會した時分に、斯う云ふ事實があります、此豚箱問題が非常に八釜しくなりましたが、私も裁判所の御喚問になると云ふ話でありますから、どう云ふ事情であるか、約三十名の看守を集めて訊問致した處が、看守の申しまするには、大抵は二三十分しか入れませぬ、長くて二時間位なものであつたと云ふことを、典獄自身から申しました、其所に二三十分入れることが既に不當でありますが、二時間に及ぶと云ふことは全く不都合である、又此點に就て典獄が言はれますに、大正八年二月中の極寒の際に箱に入れられた儘遲くなつた、看守が引出して火に當らせました所が、喪心したやうに倒れかかつた者があるのを聞きました、多分それは谷口慶次郎と記憶致します、水を吹掛けて醫者を呼んで漸く復活致しました、是は典獄自ら言つたのであります、此事實に依ると二月半ばの寒天の際に、何時間入れて居つたか知りませぬが餘り長くなつたので詰まり喪心をするやうになつて、醫師まで呼ばねばならぬと云ふまでに、谷口慶次郎と云ふ者を長く入れて居つた事は明瞭であります、斯の如きは私は一種の拷問であると思ひます此豚箱問題に就て司法當局の御意見を承りたいのであります第七に承りたいのは……（「簡單々々」と呼ぶ者あり）簡單に申上げます、（「書面で出したらどうです」と呼ぶ者あり）第七に司法當局に申上げて置きたいのは、日曜祝祭日に被告人を訊問し、若くは拘留したる點、私は是はいかぬと思ふ、日曜のことは暫く申上げませぬ、餘り數が多くて言ふ程の必要はないと考へますから、大祭日に被告人を取調べるとは何事でありますか、其例を擧げて置きます、大正七年三月二十一日春季皇靈祭、此大祭日に當つて、檢事の原田、樋口、山本三君は、京都監獄に出張致されまして、午後の七時乃至八時二十分に退廳したと云ふ事實がある、即ち春季皇靈祭の大祭日に當つて三人の檢事が夜分まで出張取調をしたと云ふ事實であります、其次は四月三日神武天皇祭に、山本、中田原田三檢事が出張致しまして、さうして多數の被告人を訊問を致されまして、何れも午後十一時二十分に退廳致して居ります、其次は七月三十日明治天皇祭に一松檢事、樋口檢事、中田檢事、此三君が京都監獄に出張致しまして、被告人を訊問して、午後七時三十分に退廳致して居ります、八月三十一日天長節に當りまして、一松檢事、樋口檢事、中田檢事、田中檢事、此四君が京都監獄に出張致して、各被告人に就て訊問を致して、午後六時に退廳致して居ります、其次は九月二十四日秋季皇靈祭の大祭日に當つて、一松檢事、中田檢事、樋口檢事、此三君が京都監獄に出張致して、堀田康人、河原崎文二、白須重右衛門、此三人を取調を致しまして、午前十時若くは午後五時に退廳致して居ります、其次は十月十七日神嘗祭の當日でありますに、中田檢事が單獨で京都監獄に出張致しまして、小菅新太郎、吉川熊次郎淺田角太郎、之を訊問致して、午後五時三十分に退廳をして居ります、其事柄は京都監獄の刑事檢事退廳時刻調、被告人出房監房時刻調、此書面に於いてあつて、官文書の上で明瞭であります、諸君申しまでもなく此大祭日に當つて被告人を訊問すると云ふことは我國の法律の上から申しましても、是は許さぬ事であります、即ち刑事訴訟法なり、民事訴訟法なりの期間の計算に關する法規を見ましても、日曜とか大祭日と云ふものは、決して期間の中に通算しない、最終日が日曜大祭日に當る場合には、決して此期間と云ふものは通算しない、又監獄に於ても被告人の定役を免じて死刑の執行をしない、それが日本の法律の正面であります、殊に我建國の歷史に徴しましても、秋季皇靈祭と申しますれば、秋季に當つて、我歷代の天子の靈を祀る日に當つて居ります斯の如き日に當つて、被告人に對して檢事が夜分まで出張して訊問するとは何事でありますか、私は之をしも人權蹂躙と言はなければ、人權蹂躙と云ふことは無いと思ひます、此事實に就て司法當局は何と御考でありますか、切に私の聞かんと欲する所であります、第八、第八は危篤の病人を取調べたことであります、斯う云ふ事柄が此法治國に於ける我日本の裁判所に於て、日本の檢事局に行はれると云ふ事柄は、實に遺憾至極の事であると私は考へるのでありますから、諸君に此事實の一端を訴へて、而して司法改善の爲めに、諸君の御援助を願はなければならず、司法當局の御考にも訴へなければならぬと私は考へるのであります、橋井孝三郎と云ふ被告は、大正八年七月三日、加藤豫審判事の令狀に依て拘禁されました所が、同人は當時肺尖加答兒と慢性胃加答兒を併發致して居りました、遂に胃潰瘍となつて監獄醫の中村兼次郎の治療を受けて居つたのであります、さうして同年の十月四日頃に至りましては愈々重態に陥りまして同月の六日に胃潰瘍の爲めに五十瓦程の吐血を致して居る、同月八日から病監に移されまして、爾後二週間と云ふものは、毎日吐血を致して居つたのであります、然るに其の吐血致したる十月六日に、中田檢事自ら監獄に出張致しまして

監獄醫をも立會はせずして、さうして通常の被告人に對する同樣な方法に依て訊問を致して居る、其後同月十六日に同一の病症であつたにも拘らず、中田檢事が矢張被告に對して、訊問致して居ると云ふ事實であります、それから其次は精神病者を訊問したと云ふ事實で、あります、色々な事をやるものです田中平義は大正七年六月四日に、加藤豫審判事の令狀で拘禁されて、同人は其當時から精神病者であつた、七月下旬から益々異狀を呈しまして、遂に痴呆症に近き程度のものと變じた、其翌年一月下旬には精神病者を、之を如何ともすることが出來ないと云ふので、責付となつて出獄を許されて居るのであります、其間即ち拘禁以來一月下旬に責付出獄に至るまで、毫も病症に變化は無かつたのであります、然るに田中檢事は其間に於て屢々之を訊問致して居る是は新聞でも拜見致しましたし、其他から聞く所に依れは、公判廷に於て監獄醫の中村兼次郎と云ふ人は、明かに其事實を證言致して居ります、殘酷とも無法とも、此に至れば極まれりと謂ふべし、是等の事項に就ても、御取調の上、御答辯を願ひたいのであります、第九は豫審判事が訊問を致します際に、關係の檢事が其被告人を訊問する際に、殊に豫審判事の室に於て、被告人の側に佇立して居ると云ふ事實であります、甲の被告人を檢事が取調を致しまして、愈々自白をした、それに基いて豫審判事が訊問を始めると云ふ際に、其檢事が豫審判事の取調べる所へ行つて、ちやんと監視をして居るのであります此事柄はどの被告人に對して、どの檢事がさう云ふことをやつたと云ふことを、私は今日は申上げませぬが、私は其事實あることを主張致して置きます、被告人の多くは悉く之を陳述致して居ります、併し是は被告人の言ふことでありますから、私は信じたくありませぬ、然れども斯く多數の被告が斯の如きことを申しますに依て想像すれば、豫審判事の訊問の際に、檢事が其傍に佇立して居つて、其訊問の模樣を、監視して居つたと云ふ事實がありはせぬかと思ひます、私は斯の如き事がありとするならば、是は全く法律を無視し、判事の職責を蹂躪する違法の極であると信ずるものであります、是にて私の質問は了るのでありまするが、最後に司法當局よりして（「最後が何遍も出ますぞ」と呼ふ者あり）本員の質問に對して御答辯ある際に、併せて御答辯を願ひたいと思ひまする事は、此事件に對して、是迄の事は姑く措て、今後如何なる處置を司法當局は執らんとするかと云ふ點であります、御承知の如く昨年暮に大審院より小山檢事が御出張になつて、今日に至るまで種々の調査を致して居られまする、恐らく既に結果は得たること丶信じます、又此頃風評に聞く所に依ると云ふと、大阪控訴院よりして、內藤、三橋此二人の檢事が出張を致しまして、小山檢事と同樣の態度を執つて、何事か訊問して居ると云ふ話であります、是が爲めに京都の人心は恟々として、其堵に安んぜざるものがある、是まで屢々人權蹂躪の事實をやつて、又大審院より小山檢事來り、大阪控訴院より內藤、三橋兩檢事が來つて、何を訊問するか知らぬ何を調査するか知らぬけれども、更に何事か事件を摘發せんとして居るものあるかの如き風評を傳へて居るのである、私は此時此際に及んで、司法當局が斯の如き態度を執られた事柄に、餘り感心を致しませぬが、是も併し當局で必要であるならば暫く私は默認を致しまするが、何の必要あつて、更に又二人の檢事を派遣するか、先刻申上げまするやうに、屢々人權蹂躪の事實をやり、違法不當の取調をして、既に右被告を悉く刑事被告人として訴追をして居るに拘らず、更に三人の檢事が出張致して、威嚇的の態度を執られるやうに見えるです、何の必要あつて斯の如き事をせらるゝか、私は聽かんとするのであります、而して一松檢事其他の檢事は、此公判の立會檢事として、職責を盡して居りまするか私の考ふる所に依れば、此人權蹂躪をやつたと云ふことを叫ばれて居る各檢察官に、此事件から忌避して貰ひたいと思ふ、何となれば此人々が人權蹂躪をやつたか、どうかと云ふことは是は、未決の問題なりとするも、彼の數人の檢事が違法な處分をした、不當なる取調をした、人權蹂躪の事實があると云ふ事柄は、國民全體より彈劾を受けゝ居るのである、國民全體より被告人の扱を受けて居るのである、此嫌疑を被つたる檢事が、此公判廷に立つて、訴訟法の命ずる所に依て職責を盡すと云ふことでありますならば、此被告人、之れを傍聽致して居る國民、此公判の經過を聞いて居るところの國民が、如何なる考を持つてありませうか、國民全體より彈劾を受けて、國民全體の被告人となつて居るところの檢察官が、此先公判廷に於いて論告を致しましても、此の論告は決して公平なるものとして、國民が受取る譯には行かぬと私は考へる、此故に、我々の考では、檢事總長自ら、御出張なされるも宜しい、又大審院から相當な檢事が御出張なされるのも宜しい、檢事を取換へて、一つ公平なる裁判をやつて貰ひたいと思ひまするが、司法當局は此點に就て如何なる御考を持つて居られますか、私は之を聽かんとするのであります、而して終りに是は最後の終りであります——（笑聲起る）大正八年の五月三十日に、內務省に於て平沼檢事總長が警部長會議に訓示を致して居られます、此事を一言申上げて、私は此事件に當る檢事並に司法當局の反省を促したいと思ふ、其一部を簡單でありまするからして、朗讀を致します「司法警察の任に在る者其職務を行ふに當りては深く民命を重んすることを念とせさる可らす夫の犯罪を糺彈する所以のものは固より其人を憎みて强て痛苦を加へむとするに非す實に國家の綱紀を維持せむか爲め已むことを得さるに出つ故に司法警察の任に在るものは徒に苛察に流れて爬羅剔抉の弊に陷ることなきを期するは勿論其職務を行ふに當りても常に生靈を重んするを以て念とし故なく民人の利福を損ふか如きことあるへからす抑々人の權利は之を尊重し毫釐の微と雖も必要の範圍を超えて之を害することを得さるは此職に在るもの丶普く熟知する所なるへし然るに事煩雜を加ふるに至るや之か成果を擧くるに熱中するの餘罪犯を摘發するにのみ是れ急にして不知不識人權尊重の本旨を閑却するに至ることなきを保せす」斯う云ふ訓示を致して居られます、此訓示は警察部長に對する訓示でありまするけれども、苟も檢事總長が下して居りまする所の訓示である以上は、平沼檢事總長の部下に居る大阪控訴院管內の檢事が、之を知らぬと云ふことは言へぬと思ひます、然るに京都地方裁判所に於て爲したる彼等の行動は何でありますか、一つも此訓示に據つて居らぬ、悉く此訓示を裏切つて居るのであります、我司法當局は此訓示を何と見られますか、我司法當局は宜しく本件の如き人權蹂躪問題が起つたならば、何が其原因であるかと云ふ其原因を探究せられまして、而して民の疑惑を解き、又民冤を容るゝに吝かならざる平民內閣、政黨內閣と稱する現內閣の其實を明かにして、さうして向後人權蹂躪の事實の再び此壇上に運ばるゝことの無いやうに、私は當局の御盡力を願ひたいと思ふのであります、之を申して此壇を降ります。

○副議長（濱田國松君） 質問第二、流行感冒の豫防注射に對する質問、土屋清三郎君。

流行感冒の豫防注射に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正九年一月二十四日

提出者 齋藤 壽雄　土谷 全次
土屋清三郎　齋藤 紀一
伊東 重　秋山 銓也

賛成者 長峰 與一 外二十九人

流行感冒の豫防注射に關する質問主意書

一政府は目下惡性感冒に對し豫防注射を奬勵しつつあり豫防注射は該藥を造るに用ゐたる病原に對してのみ豫防の効果あるものなるか故に之を行ふには原則として先つ其の病原の確認せられたることを要す然るに現に行はるゝ注射藥は中には或は病原を「インフルエンザ」菌と認めて同菌を用ゐて造られたるものあり或は病原未た確認せられすして數種の病原を混合して造りたるものあり政府は果して何を病原と認めて豫防注射の目的を徹底せむとする乎

右及質問候也

〔土屋清三郎君登壇〕

○土屋清三郎君 私は提出者一同に代りまして、流行性感冒の豫防注射に關する質問の要旨を申述べます、御承知の通り此流行性感冒は、一昨年、人種の差別なく、國土の差別なく、貧富の差別なく、全世界の全人類に向つて、非常なる慘害を與へて居る所のものでありまして、現に我國に於きましても、一昨年及昨年の春に掛けての流行に於て、無慮二十五萬の死亡者を出し、更に本年の流行に於ても、到る處の火葬場は、此感冒の死屍を以て累々たる慘狀を呈して居るのであります、殊に近く畏れ多くも此病毒か宮中を侵し、第二皇子殿下が此病に罹ませられたと云ふ事は、吾々國民として洵に恐懼に堪へない次第であります、政府は之に對して銳意豫防の手段を攻究せられ、去月十五日內務大臣は特に告諭を發せられて、豫防手段として含嗽をせよ「マスク」を掛けよ、而して豫防注射をせよと申されて居ります、洵に此當局の措置は、今日の豫防策として頗る機宜を得たるものなりと、吾々は大に感謝の意を表

する次第であります、然るに今豫防に用ゐられて居る所の「ワクチン」を見ますると、實に種々雜多である、例へば病原を「インフルエンザ」菌と見て「インフルエンザ」菌「ワクチン」を作つて居る、所が北里研究所、警視廳衞生試驗所、神奈川縣衞生試驗所、京都微生物研究所の如きがあります、之に反して未だ病原は分らぬ、併し多分是が利くであらうと云ふので、肺炎菌「ワクチン」を造つて居るが、大阪の血清藥院であります、又病原は分らないが、どれか利くであらうと云ふので「インフルエンザ」菌と肺炎菌とを混ぜた、所謂混合「ワクチン」を製造して居るのが、政府の傳染病研究所であります、又民間にも甚しきに至つては、五種も六種も多くの黴菌を混合した、恰も雜菌の「ワクチン」ではないかと云ふやうなものを、製造致して居る所もあるのであります、元來豫防注射と云ふものは、或る一定の病原を人に注射して、其病原に對する免疫性を與へ、依つて以て後日感染を免れしめやうと云ふ手段でありまして、即ち虎列剌を豫防せんとすれば、虎列剌の「ワクチン」を用ゐなければならぬ、赤痢を豫防しやうとするならば、赤痢の「ワクチン」を用ゐなければならぬ、隨つて此豫防注射を行はうとするには、先以て其豫防せんとする所の病原が何であるかと云ふ事を決定して、此菌に依つて豫防液を造らなければならない、之を決定せずして豫防の「ワクチン」を造ると云ふことは、斷じて出來ないのであります、隨つて苟も政府が豫防注射を奬勵する以上は、必ずや此感冒の病源が何であるかと云ふことを、承知して居らなければならぬと思ふのであります、然るに政府が豫防注射をせよと奬勵して居る一面に、此豫防注射に用ゐる所の藥を見まするど、斯の如く種々雜多で、孰れが眞に此豫防注射として利くものであるかと云ふことが、甚だ不明瞭であるのであります、政府は何を病原に認めて、此豫防注射の趣旨を徹底せんとするのであるかと云ふのが、私共の質問せんとする所の要旨であります、特に此場合に引例致したいのは、政府の防疫事務機關たる傳染病研究所より出して居る所の「ワクチン」であります、一昨年此病が我國に入りました當時、北里研究所、警視廳、京都の常岡博士、福岡大學の人々等は直ちに此研究に著手して、此病原を「インフルエンザ」菌と認めたのであります、又東京帝國大學の三浦謹之助博士は、臨床上より此度の流行の病は、三十年前大流行を來した所の「インフルエンザ」と全く一致するものである、又同じく東京帝國大學の山極勝三郎博士は、病理解剖上の見地より、是亦往年大流行を來した所の「インフルエンザ」と全く同一のものであると云ふ斷定を下して居るのであります、殊に北里研究所に於ては、此病原を確定すると同時に、直ちに其豫防の爲めに「ワクチン」を研究し、治療の爲めに血清を研究して、發表致して居るに拘らず、政府の唯一の防疫事務機關たる傳染病研究所は、當初より今日に至るまで、此病原はまた何であるか、決定しない、病原を決定せずして今日に至り、政府が此豫防の爲めに豫防注射を奬勵する告論を出すや否や、病原は不明であるけれども、此患者の病竈には、肺炎菌もあれば「インフルエンザ」菌も居る、故に此二つを混ぜて豫防注射の「ワクチン」を造つたならば、多少とも効があらうと云ふ臆想の下に、其混合「ワクチン」が果して効があるや否やを實驗することなく、直ちに之を世に發行致したのであります、現に之が爲めに、吾々醫師社會に於ては、何を目的として政府の傳研は此豫防注射の藥を造られたのであるかと言つて、大なる謎と致して居るのであります、殊に其混合「ワクチン」の割合を見まするど云ふと「インフルエンザ」菌も、肺炎菌も、一立方「センチメートル」の中に各々〇、二「ミリグラム」しか含んで居らない、之を北里研究所、警視廳等より出して居る所の「ワクチン」に較べまするど「インフルエンザ」菌の含量が實に五分の二に過ぎないのであります、而も此五分の二の薄い所の「ワクチン」を以て、果して豫防の効があるや否やと云ふことに就ては、何等の實驗も、何等の報告も出されて居ないのであります、若し斯の如く薄い所の「インフルエンザ」菌も、肺炎菌も、雙方少しづゝ混ぜられた混合「ワクチン」隨つて感冒にも効果が疑はしい、肺炎にも効果が疑はしい所の此「ワクチン」之を政府の製造したるものなりと信じて、安心して之を豫防注射に用ゐ、而も之が爲めに他日發病する者が簇出致したならば、政府は啻に其豫防注射を奬勵した目的を達することが出來ないばかりでなく、之に依つて損害を被つた者に對して之を如何にせんとするのでありますか、將た又他のものよりは五分の二薄いのである、而も尚ほ同樣の豫防の効果があると云ふならば、現に豫防注射液が到る處缺乏を訴へて居る今日、政府は何故に此事を明示して、彼の警視廳の如き、或は神奈川縣の如き、地方廳自ら注射液を造つて居る所に向つて、此注射液を薄くさせて、さうして現に缺乏を感じて居る方面に向つて其需要に應ずるやうに致さないのであるか、私共此點に疑を生ずるのであります、私は茲に參考として、海外に於ける特に米國に於ける知名の學者の信用すべき報告を、一つ引用致したいと思ひます、即ち昨年十一月米國の免疫學雜誌に於て「デユバール」と云ふ有名なる細菌學者が「ニユーオルレアン」に於て豫防注射を行つた成績の報告がある其結論を茲に引用致しますれば、同氏は斯樣に申して居ります、此度の流行性感冒の原因は「インフルエンザ」菌である、隨つて「インフルエンザ」菌を以て豫防注射をすれば、必ずや豫防が出來るであらうと云ふ見地から「ワクチン」を造つて注射を行つた所、即ち「インフルエンザ」菌「ワクチン」であるに拘はらず、屢々見る所の合併症たる肺炎を未然に豫防することが出來たばかりでなく、其結果は次に示すが如くである、即ち注射をした所の人が三千七十二人、其中發病した者は僅に三、三「パーセント」之れに反して注射をせざる者八百六十六人、其中發病したる者は五八、四「パーセント」免れたる者四一、六「パーセント」而して注射をして發病したる者にして肺炎を起した者は、唯の一人も無い、斯樣に申して居るのであります、要すると豫防注射は、或特定の病に對してのみ効能があるものでありますから、之を行はんとするには、必ず先づ病原を決定しなければならぬ、病原を決定せずして、漫然臆想的に豫防注射を行つたと云ふものは、我國の傳染病研究所を除いては、世界の何所にも其實例が無いのであります、故に私共は政府は何を病原と認めて、之に對する豫防注射を奬勵するのであるか、國民をして此慘毒より免かれしむる爲めに、此事を明かにして、其嚮ふ所を示されんことを切に希望致すのであります。

〇副議長（濱田國松君） 質問第三、寛城子事件交渉經過に關する質問、松本誠之君。

寛城子事件交渉經過に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正九年一月二十四日

提出者 松本誠之

賛成者 小川[illegible] 外三十八人

寛城子事件交渉經過に關する質問主意書

昨年七月十九日寛城子に於ける日支兵衝突に關し北京政府に對する交渉談判の經過未た公表を見ず依て右に關する經過及其の措置如何

右及質問候也

「松本誠之君登壇、拍手起る」

〇松本誠之君 諸君、私は、此寛城子事件に關しまする問題に就きまして、先日來各國務大臣の演說に對して、色々外交上の問題なり、種々なる御質問が議員諸君より出ましたが、此寛城子の事件に就ては誰方もまだ御質問が無く豫算委員會に於ても御質問が無いやうに私は考へて居るから、自分は昨年此寛城子の日支兵衝突の實地に臨みまして、其慘澹たる有樣を目擊し、調査し、視察をし、其當時の寫眞を此所に持つて歸つて居ります、我帝國が支那に對する國威と、國權に關する大問題と、之を認めて居る爲に南京事件と云ふものあり、或は鄭家屯事件と云ふものあり、此南京事件、鄭家屯事件よりも、もつと甚しく我國の兵が支那の兵に凌辱を加へられ、横暴を逞うされ、實に殘酷な目に遇うたのであります其當時の事に就きましては、諸君は新聞紙上に於て詳しく御覽になつたのでありませうが、簡單に事の起りを申上げますれば、丁度昨年の七月十九日の出來事であります、殊に昨年の夏は滿洲と云ひ、支那と云ひ朝鮮と云ひ、十數年未だ曾てあらざる暑さでありました、此最も炎天烈日たる七月十九日に、圖らず此寛城子の茫漠たる大原野に於て、支那兵と日本兵とが衝突した、其當時は御承知の通り南は奉天の張作霖と、北は吉林省督軍の孟恩遠とが、將に鐵火の戰砲煙彈雨の裡に戰をせんとする勢が、滿洲の野に捌曳いて居つた時である、其時に吉林軍は黑龍江省の一面坡と云ふ所があります、是は最も獰悍強猛なる所の馬賊の巣窟である、其獰猛なる馬賊の兵二千人許りを此吉林軍が驅集め來て、而して其中千六百名を寛城子に天幕を張つて駐屯せしめた其寛城子には日本兵が約二中隊許りより駐屯致して居らない所が其日の朝午前十一時頃滿鐵の社員の船橋藤太郎と云ふ人が、其支那兵の駐屯して居る前を通行した時に、何事も言はずして支那兵が四五人寄つて、其滿鐵社員の船橋藤太郎に向つて、暴行を行へ、懷中

物を奪はんとする、渡さぬとする、殴打する、銃劍で打つ、靴で蹴る實にどうもひどい目に遭つて、流血淋漓の有樣で漸く逃げ了せて、さうして寬城子の或日本の守備隊の居る所に來た此に於て當時の大隊長の林繁樹君が其有樣を見て一方には長春の日本領事館に向つて、滿鐵社員の斯う云ふ者が、支那兵の爲めに斯う云ふ目に遭うて居る、早く日本の官憲に來い、日本の警察に來て貰へ、領事も出て來い、斯う云ふ風であつた、一方支那兵の千六百名居る所と日本兵の居る所とは、五町か六町より隔つて居りませぬが、日本兵の居る所からは、住田中尉が將校以下下士卒五十名許りを引率して、穩に其事情を聞き眞相を確めんが爲めに談判に參りました、所が千六百名の支那兵は何事も言はず、大隊長と云ひ、或は營長と云ひ、一人も其所らには居らずして、直ちに支那兵の千六百名は機關銃六門を据えて、小銃の一齊射擊をして、住田中尉以下五十名の我日本の兵卒に向つて、何等一言も發せしめず、何等の交涉談判も致さしめずして擊込んだのであります、其當時私は自分の哈爾賓でやつて居ります、洵に貧弱なるぼろ新聞でありますけれども、此哈爾賓新聞の用事を以て齊多の方面に旅行して居りましたが、我が新聞社より至急電報に接して、齊多より哈爾賓に歸つて哈爾賓から長春に行き、寬城子に行つて此實地の有樣を視察して、林大隊長に會つて、當時の始末を聽き、或は奉天に行き、長春に行き哈爾賓と、奉天と長春との間は、幾回となく此事件に就て往復致しまして、民間の有志諸君の意見も聽き、或は陸軍側の意見も聽き、旅順に行つて林長官の意見も聽き、其他文武官首め有志有力者在留の同志に向つて、種々の事を聽込んで來たのであります、其時に當つて堂堂たる政友會の諸君、次には第二の堂々たる憲政會の諸君が、是位の大事件、南京事件、鄭家屯事件より大なる我國の國威國權に關する大問題に就て、誰も滿洲に來て此寬城子事件を取調べなかつた、誰か政友會の御方でも、憲政會の御方でも、どなたか見えるであらうと思つて、期待致して居つた、所がどなたも見えぬ、微力ながら自分も議員の一人であるから、是は飛込んで取調べなければならぬと云ふ考を以て腕を扼し齒を切り嚙み、熱心の餘りに取調べましたことであります（拍手する者あり）それから遂に斯う云ふ亂暴な事に遭ひまして、住田中尉は其時に大に怒つて、此五十名の兵が全滅しても構はない此所を決して退却することはならないと言つて戰ひつゝありました際、林大隊長は鐵砲玉の音を聞いてさうして、殘部の中隊四十名を繰出す——寬城子には日本の兵は漸く百名許りより居らぬが、後と四十名を繰出して、さうして一方長春の方に電話を掛けて應援隊二十名を長春から呼んで來て、最初の五十名と繰出した四十名長春から應援に來た二十名と合せて、漸く百十名內外の兵を以て、支那の獰猛勇敢なる軍紀も無ければ、規律も無い、何等節制も無い馬賊上りの支那兵千六百名に對して、猛烈なる戰を致しましたのであります、其猛烈なる戰を致して居る最中に於て、長春の警察官神田警部、或は泉警部補、それから警官隊の一行長田巡査と云ふやうな、斯う云ふ警察官なり、或は長春の官憲なり——其時には長春の山內四郎と云ふ人が長春の領事でありましたが、是は北京に書記官となつて轉任されて、新たに村上義温と云ふ方が、英國から歸つて來て領事になられましたが、其時には村上義温君が、長春領事になつて居らぬ、漸く二十四五歲の領事官補の若い方の新山與次と云ふ方が長春に居つて、實に狼狽し、或は周章致して、此大事件をどうして宜いかと云ふやうな狀態でありました、所が此警察官がやつて來たら、さあどん／＼又擊出すそれか爲めに、長田巡査は擊たれて死んでしまつた、さうして間もなく新山與次と云ふ領事官補が見えまして、それから長春に居る所の支那側の司令官の高峻峯、次に陶道尹、第一團長に曹志剛啓、外交課長、是等が現場に自動車に乘込んでやつて來ました、さうして止めろ止めろと云つて指圖をして、漸く射擊が止つたと云ふやうな次第でありまして、此一齊射擊を致す事が餘程激しうございましたが、其結果更に角北方寄りに支那兵を一時退却さすと云ふ事に至つたのでございます——簡單に申しますれば——さうして私は一週間經ちましてから、寬城子に行つたのでありますが、先刻申上げた通り實は暑さは激しく、炎天烈日の中、茫漠たる寬城子の原野は草蓬々として生へて居りまして、其寬城子の原は炎天烈日に照らされて居る、鮮血淋漓が變じて黑血淋漓となつて居る、實にそれは目も當てられなかつた、熊本縣から參りました松の屋と云ふ大きな料理屋があつた、其大きな料理屋は取卷かれてしまつて、彈丸で塀と云ひ、壁と云ひ、硝子と云ひ、蜂の巢の如くになつて、皆な其時如何致したかと申せば、碁盤を頭に擔ぎ、或は「バケツ」を頭に擔いで、さうして皆な簀子の下に入つて難を免れた、所が日本の兵は其塀に寄掛り、或は倒れ、大に慘憺たる有樣に遭ひまして、水を一杯吳れ親爺水を一杯飮まして吳れと云ふ其聲が聞えて居りましたが、鐵砲の丸をどん／＼擊込まれるしどうすることも斯うすることも出來ませなんだと云ふことが、松の屋の主人が私に對しての話でございます、それから其負傷兵の有樣と云ふものは、全身碧血に塗れまして、洵に苦痛に堪へず呻吟致して居る、其兵が皆な申したことは、實に殘念である、殘念々々を連呼して、さうして介抱せんとする所の戰友の腕に取縋つて、必ず此仇を報じて吳れよと云つて熱淚を流し、其慘憺たるの有樣と云ふものは、實に其光景見るに忍びない有樣であつたさうでございます、是は林大隊長からの直接の話であります、其慘狀は今此所で諸君に御目に掛けますが、負傷者は三十一名、其中巡査を合せまして十九名戰死致して居る、其十九名戰死を致しました者は、誰一人として滿足な身では居らなかつた、眼の球と云ふものは——眼球は兩方せつきり、剜拔かれてしまひ、兩耳は斬られてしまつて居る、胸からずつと斷ち割かれてしまつて臟腑は出て居る、兩足はまるで鋸切りにやられてしまつて居る、頭と顏は劍で突かれ、鐵砲で打たれ口から突かれて、後ろに通り込んでしまつて居る、實にひどい有樣であつたのでございます仍て此兵が何と云ふ名前であつたか、此兵が何と云ふ兵か是が住田中尉であつたか、或は椎原中尉であつたかと云ふことの識別が出來なかつた、漸く持つて居る所の軍隊より渡された所の手帳に依つて、此兵は何所々々の出身の何の兵と云ふことが明かに判つたと云ふやうな次第でございます、さうして時計は奪取つてしまう、軍服は脫がしてしまふ、鐵砲は取つてしまう、懷中物は取つてしまふ丸裸にされるそんな目に遭つて十九名と云ふものは、悲慘な目に遭ひまして死んだやうな次第であります、其當時の寫眞が此所にあります、是は漸く五組より拵へなかつたと云ふことである一つは遼陽に居らつしやる所の梨本宮殿下に獻上したと云ふ、一つは外務省に來た此寫眞を以て我が外務省は奉天の赤塚領事を以て張作霖と奉天に於て交涉談判の衝に當らせた、此寫眞は外務省に來て、それから參謀本部に一つ、それから陸軍省に一つ來た、たつた五組しかなかつたものが寬城子に殘つて居つたが、林大隊長がどうしても渡して吳れぬ、渡して吳れぬければ議員の職權を以て……（拍手する者あり）是は種版があるに相違ないから、寫眞に取らして、飽迄も日本の國の爲めに言はなければならぬと云ふので、無理往生に之を持つて歸りました次第であります「大正八年七月十九日寬城子に於て支那軍隊橫暴戰鬪に當り悲壯の最期を遂げし我戰死將卒陸軍步兵一等卒足高奈良藏、陸軍二等卒井上俊三、陸軍步兵二等卒中尾義一、是が此有樣を支那側の人間にも知らして置かなければならぬ、見せて置かなければ、強硬なる談判を爲して、彼を服從せしむることが出來ぬと云ふので此孟と云ふ團長を態々喚んで、さうして此有樣を見せた是ば橋本と云ふ警察署長、此通り顏か頭か分らない皆斬られる突かれる、叩れる、此通りで斯う云ふやうなまあ有樣であります、之を見て眞に帝國の人間としては、腕を扼し切齒せずには居られない、殊に此五十名の兵を率ゐて行つた所の住田中尉は、靑年士官として將來望みある所の立派な人である、此等の如き此通り、此所は突かれてしまう、耳は引斬られてしまう、口から突かれて後脊ろへ出て居る、斯う云ふ有樣さうして森井晉吉と云ふ陸軍步兵の軍醫是も斯う云ふ有樣頭は碎かれてしまい、鼻は斬られてしまう、耳は斬られてしまう、斯う云ふ次第で、さうして一隊そつくり死亡しました十九名を、此營舍內に收容を致しました光景が此れであつて皆な其通り、斯う云ふ悲慘な目に遭つたのであります、滿足な人は誰一人も無かつた、皆手帳で斯う判つたと云ふやうな次第で、是程酷い事はない、之に就ては中々深い原因もあらうと思ひます、さうして此十九名悲慘なる最期を遂げまして戰死を致しました兵隊は、此十九名の中十七名までは奈良縣の出身者ばかり、此の住田中尉は千葉縣か、何でも栃木人である巡査はどちらの人か忘れましたが、跡十七名は皆奈良縣の出身者である、當時寬城子の事件が勃發した時に、我奈良縣民は悉く憤慨した、十七名と云ふ者が奈良縣の人が間が惡るく、國の爲めに斯う云ふ最後を遂げて吳れた次第であつたのであります、それから以てさう云ふ風の有樣でありましたが故に、更に明日戰を奉天軍と吉林軍がするか、明後日愈々火

蓋を切るや、滿洲の人氣は非常に殺伐として戸を鎖うて居る、斯う云ふ日に遭つて――支那兵の爲とし て戰に負けた時に掠奪する、勝てば勝に乘じて掠奪强姦をやる、斯う云ふ風で、我在留國民八千人と云ふ者は、實に不安と恐怖の念に驅られて、二三日間も安眠も出來ないと云ふやうな、人心恟々鼎の沸くが如きと云ふ狀態であつたさうであります、それから次に支那の本國政府と愈々交涉をせられた結果、遂に是は滿洲に於て起つた事件であると云ふことで我當局は奉天の赤塚正助領事をして奉天に張巡閲使と交涉の結果談判の顛末は、之を國民に政府が未だ御示しになつて居らないやうに思ふ、仍て私は此質問を呈する前に於て、之を確めて置きたいと思ひまして、陸軍大臣の祕書官に向つて、寬城子事件の交涉談判の經過は、如何になつたかと云ふて問合せました所が、未だ交涉は發表して居らぬ、どう云ふ事に運んだか判らぬと云ふ御書面を五六日前に頂戴したが故に、是に於て質問を提出した次第であります此事件がありました爲めに如何でありましたか、昨年の春哈爾賓に居りまする支那の兵は、彼の僅かなる過激派を哈爾賓から逐拂ひました爲めに、非常に驕傲心に驅られて、種々橫暴になつて哈爾賓に居る支那兵と云ふものは、生意氣千萬になつて居る、之が爲めに奉天なり、長春なり、滿洲方面に居る支那兵は、滿洲に駐屯し、滿洲を守備して居る所の日本軍と云ふものは、我支那兵は悉く幣つて全滅をした是なら日本と將來もう一遍戰をしても、二十七八年の戰役の如し、決して日本に負けることはないと云ふことを、彼等は哈爾賓に於て非常に高言を放つて居る、當時哈爾賓には石坂少將、福原少將等力大佐が居る、吉林には齋藤大佐が居る、此大佐、少將或は佐官、尉官の諸君は、皆な忌々しい事をされた實に殘念だと言つて、皆な是れ切齒扼腕を致したやうなことでありました、其七月の十九日に此寬城子の事件が起りまして以來一層此支那人が日本に對して橫暴となり、支那兵が益々驕傲の態度を執るやうなことになりまして、更に一層排日の思想は支那全體に於て盛になり、日本の器物を排斥する所の空氣は、一層激甚を加へたと云ふやうなことになりました、遂に上海、天津、福州と云ふやうな、あゝ云ふ工合になつた、日本の人間をば――日本の在留邦人に對して無禮を加へ、日本の品物に對して斯の如く排斥をして、今尚ほ支那人の日本排斥の空氣が充滿しつゝあると云ふことは、諸君も御承知の通りである、所で斯樣なまあ寬城子の事件の概略を申上げますれば、斯う云ふ次第でございますが、是に於て先刻申しました通り、奉天の赤塚領事が張作霖と樽俎折衝の結果、如何なることに及んだかと云ふことは私は存じませぬ、國民に對して、政府が未だ其結果を公表致さないやうに、私は考へて居るのでありますが、此交涉の結果、裁判の結果は如何になりましたか、之を政府に私は御尋を申すのであります、それから抑々千六百名の奉天と吉林軍が將に戰をせんとする一刹那に當つて、さうして日本の兵と衝突を致して、斯の如き慘劇なる目に遭ひ、斯の如き橫暴なる目に遭はされたのに就ては、原因動機がなければならぬ、之を取調べるに於ては、非常に苦んだ結果でございます、當時奉天の赤塚領事の言うたことに斯う云ふ事を言つた、「事件の原因は南方派の策略に出でたるものと張巡閲使の權謀に出でたりと稱するものとの二說あるも何等實證を有せず想像說に過ぎず、然れども排日派が奉吉紛擾に乘じ事を日本に構へ强硬なる態度に出でしめ依て以て排日の口實となさんとする策略なるべしとの說は長春方面に最も有力に噂せられつゝあり其眞因に就ては今回勿論突留めたるものあれどもそれは交涉の根據を爲すものなれば目下明言するの自由を有せず」果して赤塚領事が此原因動機を突留めたことがあるならば、其突留めた原因動機を以て交涉をせられなければならぬ筈であるのに、其原因動機と云ふものが、赤塚領事の談判交涉の中には入つて居らぬやうに思ふ、それから「我軍の手落」――是は陸軍側に對して御尋をするのですが、「我軍隊か長春寬城子方面の警備に手落あり爲めに今回の如き事變を惹起せり云々」是は一寸意味が分り兼るやうに思ひますが、兎に角長春に於ける所の我軍の守備隊の駐屯兵が、多少其數を缺いて居る、機敏の働をしなかつたと云ふ意味が此に在るのだと私は想像致すのであります、それから又張作霖の機關新聞――奉天に在る張作霖の機關新聞に書いてありましたのを私は譯しましたが、張作霖の機關新聞が筆を揃へて、五つ六つ斯う云ふことを書いて居る、寬城子事件は第三旅第二團兵士が二道溝附近に至れる際、小河溝地方にて偶々細故より――事件より日警は劍を拔きて支那兵を威嚇し遂に衝突し以て[illegible]の如き事を起したものであるから我國は之に關係することは無い、斯う云ふことを張作霖の各種の機關新聞が書いてある、それから段々取調べて進んで行つた結果、天下に有力なる信用すべき所の大阪每日、大阪朝日が吾々の思惑通り書いた、けれども私の微々たる哈爾賓の新聞でありますけれども、私は將來支那に對する國際問題に就て支障を來し、若くは妨害となつては宜しくないと云ふ考を以て、社員を督勵して、當時の慘憺たる出來事は書かせましたけれども、此問題に就ては、一言半句も自分は支那側がどうであるとか、斯うであるとか云ふ論評は加へさせなかつたのであります、所が自分が感じました事、自分が取調べて自分が思ひました事を、大阪每日、大阪朝日が之を書いて居る、「張作霖の責任」と題しまして、「長春大和ホテル滯在せし奉天軍事顧問榮順中將、參謀大仲大佐は密偵の嫌疑にて我が官憲に追ひ拂はれ歸奉せるが彼等は奉天より携行せる交通銀行券五萬元を使用して吉長鎭守使裴其勳中將と前後して二十四日吉林より逃げ來れる第一旅團長誠明と通し吉林軍孟聯隊長を一萬元にて買收し孟吉林督軍高師團長等を死地に陷れん爲め日本軍を攻擊せしめ日本將卒を鏖殺したる證據として其の目と鼻等を持參せしめて重賞を與へたり」吾々の突留めたいのが此であつたが、どう云ふ譯で自分達が斯う思つたかと申しまするど、奉天と吉林と戰を開かんとして居る、それを張作霖の積りでは、孟吉林督軍高師團長を屈服せしむる、刀に衂さずして吉林軍を屈服せしめやうと云ふ考で、旅團長やら聯隊長等を金を與へて買收して、さうして吉林軍へ奉天軍の兵隊が混つて、己れの刀へ衂さずして累を吉林軍に及ぼさしめて、日本軍と吉林軍と衝突せしめて、孟吉林督軍高師團長等を死地に陷らしめた、張作霖の術策ではあるまいかと云ふことは、是は彼の滿洲一般に於て各人皆な認めて居る所であります、是が果して張作霖の仕事であるか、張作霖の術策に罹つたのであるか、術中に陷つたのであるか、其證據はありませぬから、是が確にさうであると云ふことは斷言は出來ませぬけれども、自分の考へる所に依れば、是はどうしても張作霖の術策に罹つたものであるまいか、張作霖の權謀術策に罹つたものであるまいかと云ふ疑を存して居るのであります、是に於て此問題に就き承る所に依れば、陸軍側に於ては[illegible]なる事を[illegible]て、[illegible]交涉を[illegible]さうと云ふ御考であつたさうである、けれども外務省に於ては、支那の空氣が斯の如く不安定であるし、排日の空氣が熾んであつて、排日の[illegible]が[illegible]と起る此際であるから、成るべく穩便にと云ふ[illegible]で、是れも御尤ではありませぬけれども、文官と武官と[illegible]に衝突があつたと云ふことを承つて居ります、[illegible]突の如何は私は敢て申しませぬが、[illegible]の結果をば吾々は承りたいのであります、其は閣內に於きましては、或は選擧問題、若くは物價問題、思想問題、勞働問題等、目下種々なる重大問題もござりまするが、將來此支那と日本の間に於きまして、屢々斯う云ふ事が演せられるやうなことがありましたならば、さうして又其手緩い談判の結果でありましたならば、益々支那が乘じて我國を輕侮して、我が大兵が彼等の馬賊的の兵に、斯の如き目に遭ふやうな事を復々繰返さぬとも限らぬ、是は大に我が國民國權に關係する譯でありますから私は政府と共に――私は現內閣に對して猜疑を持つて居るとか、又敢て攻擊的に質問を致す者ではございませぬ、寧ろ多少の好意を持つて、現內閣と天下の憂を偕に致さんと云ふ考を持つて居る者であります、(拍手する者あり)故に此結果は飽迄國民に知せて貰ひたい、殊に此十七人の奈良縣の人――此兵の父母親族は如何なる考を持つて居りませうか、是は誰か我が帝國議會に於て質問さるゝ議員がなかつたならば、甚だ遺憾である、我輩は之を質問しやうと云ふことを、滿洲の人間に多少誓つて來ました故に、以上支離滅裂な辯論でありますけれども、誠意を以て熱心の餘り、以上政府に向つて御尋を致したやうな次第であります(拍手起る)

○副議長(濱田國松君) 質問第四、西伯利駐兵、同地鐵道監督並海軍關係問題に關する質問――正木照藏君。

西伯利駐兵、同地鐵道監督並海事關係問題に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正九年一月二十六日

提出者　正木　照藏

贊成者　三木　武吉

外三十三人

西伯利駐兵、同地鐵道監督並海事關係問題

に關する質問主意書

一政府は第四十一回議會に於て各大臣の言明せし如く縱令「チェック」兵救援の業終るも尙西伯利の秩序を保たむか爲我か兵の駐屯を必要とし現狀を維持せむとするものなるや

二果して然らは彼地に於ける過激派の行動日に活氣を呈し來る目下の狀況に於て昨今出兵中の半箇師團の增兵のみを以て其の目的を遂行するに差支なしと認むるや

三米兵七千餘撤兵の後は之か爲に自ら我か鐵道の守備區域を增し隨て之に對應すへき增兵を必要とする處なきや

四前二項の場合に於ける我か增兵に對し政府は能く列國の諒解を得らるへしと思惟するや

五「チェック」兵を救援する當初の目的は一昨年九月を以て一段落を告けたり其の兵尙西伯利に殘ると雖今は既に「チェック」共和國も成立し事情自ら前年に異なり且西伯利に於ける其の兵の行動亦頗る議すへきものあり然も尙其の送還を全うする迄は獨り我か國に於て之か救援に任せさるへからさる義務ありや

六前項に關し政府は「チェック」共和國を始め米國佛國等直接之に關係を有する諸國と如何なる協調を爲せしや

七元來巨額の國帑を費し寒暑共に酷烈なる西伯利の荒野に數萬の兵を駐屯せしめて其の秩序を維持すると我か國の爲に如何なる必要ありや

八政府は永く大兵を駐屯せしめて以て西伯利各地に散在する僅少なる我か居留民の保護を必要なりとするや

九過激思想の傳播は固より甚だ恐るへし唯政府は武力を以て能く之を防止し得へしと信するや

十西伯利在住の露人にして近時我か兵の駐屯に反對するもの漸く多きを致す政府は果して我か駐屯兵の目的十分に彼等の間に貫徹し居れりと思惟するや

十一「セミョノフ」「カルムコフ」「グッネヲーフ」の哥薩克統領に對し我か國は從來如何なる援助手段を執り來りしか而して此の援助は將來尙之を繼續せむとする意思なるや

十二「ハバロスク」に近き黑龍江の多營地に於て我か海軍の管理する舊露國黑龍艦隊は如何なる列國との協調に依り之を我か海軍に手に收め居るものなりや而して政府は今後之を如何にせむとする意思なりや

十三一昨年の末より昨年の初に亘り列國間に西伯利鐵道管理の方法を議するに當り我か政府は初め相當の提議を爲しなから自ら進むて漸々米國の提議に讓歩し遂に其の「スチイブンス」氏に技術部の全權を委すこととせし理由何れに在りや

十四政府の意思は米國か撤兵と共に鐵道監督權を委棄したる後は我か國に於て之に代り從來米國の監督區域たりし在支管區其の他の監督に任せむとするに在りや

十五前項の如くにして我か鐵道監督の區域を擴張するときは之に隨ひ自ら此の鐵道の經營に關する資金の擔任を增加するに至るへし政府は之を支辨せむとする覺悟なりや併て其の金額に就ての見込ありや

十六政府は西伯利經濟援助會の事業を以て豫期の効果を奏せるものと認むるや又之を今の儘にて續行せむとする考なりや

十七近時聯盟會議に於て問題となれる對露通商開始に關する政府の方針如何

十八政府は今日の如く受命會社の財政日に鞏固を加へ其の收むる所の利益亦大なるに拘らす尙歐米、濠の遠洋航路に對し補助を必要なりと認むるや縱令豫算に於て議會の協贊を經たりと雖實行に當りて實狀に鑑み其の範圍內に於て之を改廢すること當然の處置ならすや所見如何

十九遠洋航路の經營は常に列國同業者との間に協調を保たさるへからす右にも拘らす政府は主として遠洋航路補助の方針を依然として運賃制限の上に置くものなりや

二十政府は我か國の貿易上最重大なる關係を有する印度航路巴奈馬經由紐育航路の如きを別とし獨り歐、米、濠等の數航路に對し一面に運賃の制限を置き一面に巨額の補助費を支給するを以て一般の貿易者に對し公平を失するものと思惟せさるや

二十一船舶俄に增加して海員の數之に伴はす目下大に其の不足を感す寔に海運界の大問題たり之か養成に關して政府は如何なる施設を爲し又將に爲さむとするものなりや

二十二目下海事の審判大に遲滯して當業者の被る不便少からす是れ今の制度の戰後に發展したる我か海運の狀勢に副はさるに因る政府は之を改正するの意思なきや

右及質問候也

「正木照藏君登壇拍手起る」

○正木照藏君　提出致し置きました質問の趣意を申述べますでございます、何分二十二箇條に亘つて居りますので、少し時間が掛ります、どうぞ宜しく御辛抱下されまして、御淸聽あらんことを希望致しますでございます、先づ西伯利の問題の方から始めます、此問題に就きましては、本會議、並に豫算委員會、又は貴族院に於きまして、既に數回問答が重ねられまして、餘程事情も明かになつて居るやうでございますが、私が知らんとする所の點に觸れない所がございまするで、此質問を提出致しましたやうな譯でございます、御承知の通り私は昨年六月各派の同僚七名、即ち私を合せて一行八名と共に、當院の使命を奉じまして、敦賀より浦潮に渡つて、西伯利の土地を旅行致しました、凡そ三十有餘日の間、汽車の中に寢食をし、八十哩に近い旅行を致して參つた其間に、我出征の軍隊を慰問致しましたこと、殆ど百有餘回に亘つて居ります、聊か見て參りました所の實地の狀況に基きまして、本問題を研究致しますと申すことは、私に取りまして一つの義務であると信じて居ります、又責任であると信じて居る、洵に追々重大なる問題となり來りまして、既に原總理大臣の如き、西伯利の事は一日も差措くことが出來ない、故に增兵すると仰しやつて居るやうな次第で私共は西伯利のみならず、此問題は我日本の國に於きましては、今日は最早寸暇も差措くことが出來ない問題と考へて、大に諸君と共に攻究しなければならぬことゝ思うて居る者でございます、昨年私が參りました時の事情を申しますれば、何分前に七萬五千も兵隊が出て居りました數を減じて、僅かに二萬四五千にした後との事でございます、故に到る處兵備が手薄でございました、何處に參りましても殆ど皆陸軍の官憲は兵の少ないことを訴へて居りました又實際見て參りました事情に依りましても、或は五里十里を隔つて居る森林の間の停車場に、二十名三十名位少ない兵隊が駐屯して居る、一朝何か事が有りました時分に、隣に助けを求めると申しても、容易な事でないやうな有樣で居りまして、實に其實況を目擊致しますと、氣の毒で堪らぬやうな感じを致しましてございます、何分彼の土地はあゝ云ふ廣漠たる所で、洵に未だ開けぬ所でございますから、一般に物資も缺乏で、或は淸涼なる飮料水さへ得難い所も少なからず、斯う云ふやうな所であります、私共參りました時分には、洵に燬くが如き暑さでございまして、市中を通りましても其砂の甚しいことは實に言語道斷なやうなことでございました、今日は零點以下四十度にも及んで居る寒さで、指を墜す者がある狀況なさうでございますが、斯樣な風土の違つた所、並に寒暑共酷烈なる所に種々警備を致して居ります所の我國の兵隊は、實に氣の毒なものである、洵に何とも同情に堪へぬやうな次第でございます、駐屯兵の少ない所になりますと、軍醫が居りませぬ、數日一回位巡つて來る軍醫の巡回を待つて始めて藥を貰ふと云ふやうな狀況に居つた所も少なくございませなんだ、病院抔に行つて訪問を致して見ますと、どう云ふ患者が多いかと申せば、主に呼吸器病、即ち胸膜炎とか、或は肺結核とか申すやうな病氣が非常に多い、是は即ち全く氣候の爲めであると申して、其所に居ります所の軍醫先生が、吾々に說明されましてございました、此頃は凍傷患者が至つて多いやうに承つて居ります、さうして彼等が對手にして居る過激派は、どう云ふ事をやつて居るかと申しますれば、彼等は昨年春から夏に掛けまして我兵の撤兵致しました狀況を見まして、是は日本の本國に革命が起つた爲めに兵を引揚げたのである、殘つて居る兵隊は極めて弱い、或は年寄のやうなものであるから、此際大に容めてやらなければならぬと云ふ流言を致しまして、一旦鎭靜に歸して居りました各地から、復た續々起つて參りまして、其勢が猖獗ならんと致しました、どう云ふ事を致しましたかと申せば、或は深夜に停車場を襲擊したり、又民家に向つて跳梁を逞しうする、鐵道を破壞する、橋梁を燒く、さうして汽車の交通を妨げるのみならず時寄森林の內から狙擊を致し、或は爆裂彈を置きまして顚覆を圖ることをやつて居りました、之を禦ぐことは容易でございませぬ、吾々が通つて見ましたが、中々危險である、大きく申せば、實は其半分或は三分の一以上は、少なくも死生の巷に入つて來た

と申すやうな實際に狀況でございました、彼等は何分にも其正々堂々たる所の隊伍を備へて居る兵でたいのであるから、之に當ると云ふことが甚だ困難である、何時來るやら、どつからどう云ふ風に出て來るか分らぬから、之に向つて備をすると申すことは大變なる話でございまして、守備兵は何れも神經衰弱に罹つて居つて、甚だ困ると云ふことでございました、僅ではございますけれども、或は二人、或は三人或は十人殺されると申すやうなことを、此間も陸軍大臣の御報告になりました通りに、既に二千有餘の人命を損じて居ります、それかと申して小部隊のみと申すとさうではございませぬ、或時は大部隊が出て來ます、此頃の狀況を新聞等に依つて承知致しますと、大部隊になつて正々堂々の戰になつて來て居るやうでございます、少し油斷を致して居りますと、忽ち酷い目に遭ひます、實例を申しますれば昨年二月二十五日でございましたか、黑龍江線の「イフタ」と申す所で、田中大隊の二百五十人の兵が、一人も殘らず悉く殺されてしまつた慘況がございます、吾々は此近邊に故らに車を駐めまして、さうして其跡を弔つてやりました、低い丘陵の下に當時其遺骸を火葬に致しました火坑が澤山並んで居りました、眞中に棒木を立つて、さうして田中大隊と將士戰死の跡と申すやうな標杭が立つて居ります、其所に居ります東君——當時隊長でありました東君が涙を揮つて之を弔の辭を述べられ、吾々も其所に咲いて居りました百合の花を取つて、之を手向けて英魂を弔つて歸つたやうな次第であります、二百五十人の兵——少なからぬことであります、當時石丸中佐と云ふ陸軍士官が同行されまして、當時の戰狀を話されましたが、洵に氣の毒でもあり、健氣な忠死をして居つた、今私が此所にさう云ふ事を詳しく御報致すことは、聊か岐路に亘るやうな嫌がございますけれども、私が此所で此壇を通じて之を諸君に報じ合せて日本の國民に此狀況を報ずると申すは、大なる義務、彼等に取りましては恐らく千僧萬僧の供養或は千部萬部の經陀羅尼にも優つた手向であると私は信じて居る、若し靈魂の在るならば、必ずや此演壇の周圍に廻つて、さうして私の申すことを首肯かることを私は密かに信じて居る、二百五十人の人は或は親もあり、子も有り色々の眷族もございませう其れ等の人に彼の西伯利に於ける彼の狀況を見せしめたならば、如何なる感じをするであらうかと云ふことには、今尙は私は想像して、何ともいへぬ一種の感じを持つ者であります、當時外國の兵はどうでございましたかと申しますと、最早英吉利とか佛蘭西とか伊太利の兵は引揚げ盡しまして、殘つて居ります者は、「チェック」の方は西の方——「イルクック」の西の方に殘つて居つて、其外亞米利加の兵と、支那の兵がある、亞米利加の兵は七千五百程居つたやうでございますが、是等は浦潮に近い所の烏蘇里線「ニコリスク」の一部を守り、其他は貝加爾湖の東の方を守つて居りました而も亞米利加の兵は日本兵と共同動作を執らぬ、動もすると日本の兵と相反して行動を執つて、或は過激派と一時は提携するのではないかと疑を懷かれた位で一向賴りにならぬ、故に彼等米國兵の守つて居る鐵道區域は一番危險で、兵隊が居つても一向是が當にならぬ、斯う云ふやうな事でありました、段々陸軍の人等に事情を聽いて見ますと、米國は初から日本の兵隊と共同の動作を執ると云ふ事は、必ず一致して居らぬやうである、故に國策の違ふ事は、共同の動作を執る事が出來ない自分達は過激派を必ずしも敵とは見て居らぬ、是は一種の「オムスク」政府に對する政見を異にして居るものであるから、さう對手にする考はないと言うて居つた何時でも共同の動作を缺いて居つたやうな次第であります、其他には露西亞の正騎兵と申すものがございまして、是は「オムスク」政府が募集をした兵でございますけれども、應募者が少なくて、殆ど形になつて居らぬやうに聞いて居ります、之を除きました外には、如何なるものがあるかと云ふと、「セミョノフ」、「ルヅネノーフ」、「カルムイコフ」と云ふ哥薩克の頭領の率ゐて居る兵があります「セミョノフ」の如きは一萬以上、一萬四五千兵を率ゐて居る、是が一番露西亞に於て賴りとなる兵でありましたが、それすらも日本の軍が後ろから附いて後援をしてやらなければ、戰場に立つて働をすることが出來ない有樣である、斯う云ふやうな話でございます、私共視察を致して參りまして以來、既に半年以上に及んで居りますが、其以來の狀況は如何であるかと申しますれば、段々と惡化して參る、善くはなりませぬ、惡くなつて參りまして、御承知の通り賴りに致して居りましたところの「オムスク」政府は東の方に參つて「イルクック」に於いて潰へてしまつて、今日は哀れにも「コルチヤツク」提督は、過激派の爲めに捕虜になつて居ると云ふ次第である、それと同時に貝加爾より東方の各地に潜在して居りました過激派が、追々と頭を擡げて參つて、殆ど各地とも皆な蜂起の態となつて居る、今日は近くは「ニコリスク」——浦潮より近いところの「ニコリスク」は既に過激派の手に落ち、又浦潮も昨今新聞で御承知の通り、社會過激派の手に落ちてしまい、其の他哈爾賓邊りも中々容易ならぬ形況に立至つて居ります、若し是等が愈々勢を逞うして參りまして、色々鐵道に邪魔を加へ、或は澤山ございます大鐵橋を壞すが如きことに立至りました時には、實に日本軍は糧道を絕たれて、殆ど歸らんとしても歸ることが出來ないと云ふ危い狀況に立至りませうと、私は慮るゝものである、そこで此の有樣を見ますれば日本の政府に於いて是迄の方針を變ずれば、格別、變せずして從來の如く矢張西伯利の秩序を維持するが爲めに、我國の兵を駐屯せしむると云ふ趣意を繼續する事と、致しましたならば、到底今の兵では足りませぬ、何しろ三千哩以上四千哩に近い所の警備線である、それに僅かな兵ほか出してございませぬのですから、今の有樣を維持せんとすれば、どうしても今の兵では足らぬ、私は兵の事に就ては素人であります——素人でありますけれども、見て參つた所ではさう考へまする、故に私の心配致しますのは、此間出兵中にございました所の、高田師團の半箇師團位を送りました所が、果して此目的を達し得るものであるか、如何であるかと云ふことは、大なる疑問である、陸軍大臣も仰せられました通り、實に我軍の存立に關すると云ふことは、決して私は過激なる言ではない、今の有樣ではさう云ふものになつて來ませうと思ひます、殊に又半箇師團を出すと云ふことに於て、政府は御決定になつて、亞米利加の方に諒解を求められた時分には亞米利加に於ては未だ撤兵を斷行すると云ふ時ではなかつた、亞米利加の兵は、七千五百其儘殘つて居る算用であつたのである所が此七千五百も、此二月十日に於て引揚げらるゝと云ふことで、其後にはどうかと云ふと今の事情でありますから、是は日本軍が引受なければならぬ七千五百の者に五千位の兵を以てやつても、二千五百足りませぬ、元の通りになりませぬ、況や今の形勢は私の今言つた通りで、非常に惡化して居ると云ふやうな、今日でありますから、之をどう爲さるつであるか、是が私が今日昨今の大問題であると思ふ若し愈々兵を出すに致しましたならば、然らばどれ程あつたら宜いかと申すと、私は實に素人でございますから分りませぬが、少くとも二萬三萬位の兵を更に送らぬければ、迚も始末が付きますまいと思ふ國民は果して其覺悟ありや、之を應諾する覺悟ありや、政府又其覺悟ありやと云ふことが、私問はんとする要點であります、どうしても此高田の半箇師團を出しても、既に亞米利加の七千五百に對して二千五百の不足になる、哈爾賓、浦潮、滿洲里「チタ」等の各地が八釜しくなつて居る、追々「ハバロックウラゴエチエンスク」の方にも及ばんとして居る、其場合どうする者であるか、政府の覺悟は何所に在るかと云ふ事を私は聽きたい、其場合に於きまして果して列國の諒解を得ることが出來るかどうか、是も問題である、斯う云ふ澤山な兵を送らなければいけぬことになつて、愈々亞米利加首め各國の諒解を得ることが出來るや否やと云ふことが、私の次に知らんとする所の問題であります、是に就きましては此二三日前に我帝國政府と亞米利加の政府との外交上の交渉の文書が公にされまして、亞米利加は日本の勝手にすることに異存が無いと云ふやうに見えて居りますが、今古い文書に依て之を調べて見ますと即ち昨年陸軍省より頒戰致しました文書に依て之を調べて見ますと、此西伯利に兵を出すことに就ては亞米利加と日本とは抑々初から意志が違つて居る、茲に事情は詳しく書いてございます、一讀致して見ますと斯う云ふことになつて居る、「七月八日米國は「チェック」軍救援の爲出兵に關し帝國に對し左の要旨の提議を爲せり軍隊の派遣は露人の好感情を維持する爲め、日米同數とし其旨協同宣言を爲さんとす、現在米國側より應急派遣し得へきものは、北支那及比律賓に在る二聯隊約七千人にして募兵及船腹等の關係上其派遣は遲延すへきに依り不取敢日本より派兵せられ度し、我政府は米國の提議に對し出兵同意の回答を爲すと共に兩國出兵目的の一致したる以上は其兵力に制限を附するの不可なることゝ「チェック」軍救援の方針に伴ひ發生すへき形勢に依りては浦潮方面以外の西伯利に出兵する場合あるへき件に關し米國の諒解を求めたり之に對する米國回答の要旨左の如し多數兵力を派遣するは、露國人をし

て西伯利に對する兵力干渉なる誤解を抱かしむるに至るへく、如此は米國の本旨に非さるを以て日本か強て多數の軍隊を派遣せんとするに於ては、米國は本件より脫退して無關係の狀態に立つへし」斯う亞米利加の方から明かに言つて居る、それにも拘らず日本の方は澤山の兵を出して、悉く事後通牒に止めて居ります、初から亞米利加と協調が成立つて居らぬと申すことは、之にて明かなるやうな話でございます、それ故に亞米利加の方に日本の增兵は、異存がないと云ふことを申して參りましても、果して澤山の兵を出すことを默つて居りますか、如何でありますか、又亞米利加のみならず、列國にも日本の意の在る所を諒解するかどうかは、一の疑問と言はなければなりませぬ、私共から考へますれば昨年の十二月に日本から增兵のことを亞米利加に照會した時に、亞米利加人は一向返事をしない、知らぬ顏をして居るのは、甚だ冷淡であると云ふたことを怨んで居りましたけれども、今申すやうな抑々初からの成立になつて居るのでありまするから、此亞米利加の態度も、敢て怪むには足らぬものと思ひます、此度の事件に就ては、日本の政府からどう云ふ事を言つてやつたかと申しますれば、第一に亞米利加は現狀維持を可とするか、又次には一部或は全部を撤兵せんとするものであるか、もう一つは兵を增す――增兵をする趣意であるか、斯う申して問うたらしい、是は私は日本の間の手紙は見ませぬけども、亞米利加の返答に依て見ると、さう云ふやうな意に察せられる、そこで亞米利加の申すには、「チェック」兵の援助は、二月十日から送還を始める、大部隊の送還を了れば目的は達せられる、第二の目的として居つた所の、露國民の自治自營の精神を保護し其發達を期する爲めに、露國民の希望に基いて援助すると云ふことは、第二の趣意であるけれども、是も西伯利の現今の狀況に依りますると、何分亞米利加としては、將來に兵力を以て露西亞の自治を援助するのは、事態をして益々紛糾せしむる、其結果は日米兩國も無意義なる犧牲を拂ふに止まる、寧ろ豫想に反對なる結果を呈するものと思考すると云ふことで、贊成をしないと云ふことの返辭をして居ります、而して兵を引く以上は、豫て約束になつて居りまする鐵道の管理員も引揚げて、亞米利加自身としては、從來日本と共に共同し來つた所の此事を此度一段落を告げて別れると申す事は遺憾であるか、併ながら何時迄も別れるのではない、又時があつたら提携することがあるかも知れぬと云ふ言葉が附いて居りますから、之に對して、我が幣原大使は如何なる返辭をして居るかと申しますれば、亞米利加は自分の御都合に依つて兵を引くことは、吾々が是非せんとする所ではない、御勝手になさいませ、唯だ前以て通牒せられなかつた事は、甚だ遺憾であると云ふことを言つて居ります、それに對して亞米利加は、手落であつたと言つて謝つて居ります、私共から見れば撤兵は御勝手であるから、どうなとなさいませと云ふ御返辭は物足らぬやうに考へる、共同出兵の目的の完成前に勝手に引揚ては困る、貴方から言ひ出して吾々が兵を出して居るのに、勝手に引かれては困ると云ふやうに、何とか條件の附方が有りさうに思ふ、併し日本の外交官は左樣な事は申して居らぬ、御勝手にしなさい、貴方がたの御勝手である、唯た日本に於て或は兵を出したり、又今迄の通り兵を駐屯せしめたり、鐵道の運行を繼續することは異存はないが、固より自分が兵を引く以上は、それに對して異議を申立てることもないと云ふことは、是は當然な事である、併ながら其裏面から考へまするならば其の爲めに西伯利の秩序を維持し、即ち鐵道のことに就いても、日本の國の責任が一層重くなつたやうに思はれる亞米利加は御勝手に爲さいと言つて居るこちらはやる、併ながら今の西伯利の狀況は、其儘にして置くことは出來ない、どうしても日本は自分から引被るやうな通牒をした、と同じ意味に、解せられはしないかと云ふことを、私は慮れるのである亞米利加に於ては、新聞で御承知の通り、日本は中中今の兵隊では往くまい、追々撤兵すると云ふことを、米國の國務卿邊りの觀測はさう云ふことになつて居ると云ふことが、新聞に出て居ります、それは旣に申す通り、七千五百の亞米利加兵が引く前に日本の增兵交渉が行つて居るのであるが、亞米利加の七千五百の兵が引けば、其跡に更に日本の兵が行かなければならぬと云ふ觀測をして居るのであります亞米利加は餘り好い感じを持つて居らぬと私は考へます、それから次は「チェック」の救援と申すことに就て、少し政府の御意見を承りたい、「チェック」兵は今日尙ほ五六萬、此間陸軍大臣も御說明の通り、彼の地に殘つて居つて、そうして浦潮を經て歸國の途に付かんことを望んで居ると云ふやうな狀況であります、之を救援しなければならぬ、即ち日本の宣告の最初の目的は、「チェック」軍の救援と云ふことであるのでありますから、之を救援しなければならぬと云ふことは、政府から此間も段々承つたことでありますが、昨年は此事は承つて居らぬ、昨年も矢張「チェック」は居つて――「イルクーツク」から西の方に居つて、色々の行動をして居つた、併ながら昨年は此事に就て、一言も政府から聽いたことはありませぬ、此事は此度になつて新たに出て來たものと私は考へるのであります、唯だ私が今玆に疑を抱いて居るのは、「チェック」は今日は御承知の通り、「チェック」共和國と云ふ獨立國が出來て居る、引取り手があるのである、一昨年の如く最早引取り手のなき人間と違つて、本國があつて、本國が立派に獨立して居る國である、一昨年とは餘程事情も異つて居る、又彼等が西伯利に於ける行動を見まするど、吾々の日本軍が大に力を籠めて援けてやる所の趣意を諒解して居るか、して居らぬかと云ふことも判らぬ、此「チェック」兵の行動に就ては、私は頗る議すべきものがあると思ひます、御承知の通り日本の政府は「コルチヤック」政府を援けて居つた、其「コルチヤック」を「チェック」が「イルクーツク」に伴れて參つて過激派に渡して、前申す如く此人は捕虜の身分になつて居るのであります、又もう一つ申しますれば「セミヨノフ」は日本が援けて居つたが、「セミヨノフ」の軍と「チェック」の軍と衝突して、喧嘩を始終して居る、さう云ふやうなことになつて居つて、一向日本の之を援けてやると云ふ趣意が、彼等の間に貫徹して居らぬかのやうに思はれる、抑々政府は此事に就て、第一「チェック」本國とは如何なる交渉をされたのであるか、又列國とは如何なる交渉をされたのであるか、「チェック」軍を率ゐて居る所の人は、佛蘭西の「ジャナン」將軍と申す御方であるさうでござりまして佛蘭西の如きは最も大なる關係があるやうであるが是れ等とはどう云ふ交渉をされたのであるか、そこが承りたい、又米國の方にも、成程今日はどうか「チェック」の前途を見てやりたいと云ふことを言明されたのであるが、二月十日になつて一萬許りの大部隊を引揚げれば、米國の兵も引揚げると云ふことを言明して居るやうであります、果して此四五萬殘つて居る所の「チェック」兵が引揚げるまで、矢張兵を留置くと云ふのでありますか、其邊の御協調はどうなつて居るのであるか、それが私が承りたいと申すことでございます、遡つて之を議論致しますれば抑々我國は何の爲めに今日西伯利の維持に任じなければならぬかと申すことが、一番の根本問題であらうと私は考へる、出兵の事は前申す通り宣言にも明かにございまして、「チェック」の救援に在る、「チェック」救援の目的を達すれば、直ぐに引揚げると云ふことは洵に明かになつて居ります、其「チェック」救援の事業はどうであるかと申しますれば、其當時の目的は一昨年の九月にもう既に達せられて居る、東西兩方の「チェック」が聯絡をし、それから「ハパロフスク」邊も平靜に歸した時分に、既に其目的が達せられて居る是に於て、兵を引けば引くべき筈である、併ながら實際兵は引揚げずして、矢張其儘に置いて居る、是はどう云ふ趣意で置いて居るかと申しますれば、西伯利の秩序を維持する上から兵を置いて努めなければならぬと云ふ趣意を以て、啻に兵を置くのみならず、多少活動もされて居つたやうに思はれる、其中寺內內閣が代りまして、

「濱田副議長議長席を退き大岡議長復席」

今の現政府になりまして、政府の方針が一變したと見えまして、將來の軍事行動は、概ね現占領地域內に止めることと云ふことに決めて、さうして軍隊の引揚を始められた、斯う云ふことになつて居ります即ち此以來過激派を對手に致しまして戰を續け、或は色々の事をして居るのは、悉く西伯利の秩序を維持せんが爲めであると云ふ趣意に外ならぬ、如何にも彼地に參つて見ますれば、過激派を掃攘しませぬければ、秩序の維持が出來ないやうな狀況に見受けます、併ながら私共が參りました所で、到る處の軍事當局者に向つて、過激派の掃蕩と云ふことが根本的に出來るものであるか、どうであるかと申すことを尋ねますと、それは迚も出來ない、此上幾ら兵を增しても、さう云ふ事は出來るものではないと云ふやうなことを誰も彼も皆な答へて居ります、是は其通り洵に出沒變幻極りなき者を對手にしてやるのでございますから、さうもあらうと私は考へて來たやうな次第でございます、故に今日の場合は受身に立つて、即ち防禦の位地に立つと云ふ外ないことになつて居る、隨て何時まで經てば此西伯利の秩序が恢

復されるかと申すことには殆ど見込が無いと申しても宜いと思ふ、誰も其見込が立ち難いと申すことは、私共現に聞いて參つたやうな次第でございます、然らば露西亞の兵自身之をやることが出來るかと申しますれば、是は前申す通り殆ど絕望であると言はなければならぬ、到底彼等に於てそれだけの力が無い「セミヨーノフ」と雖も日本軍が撤兵しますれば、到底今日の勢を維持することは難い、「カルムコフ」の部下の如きは、既に先般も千有餘名の人間が叛いて、さうして過激派に化したと云ふことも傳はつて居る、中々是は露西亞人自身でやると云ふことは到底出來ないことゝ思ひます、故に若し日本軍が撤退を致しました時には、殆ど西伯利は過激派の天下となると申すことは、疑ない事と思はれる、全體西伯利の野には過激思想が蔓延して居る、一杯になつて居る、唯だ日本軍が之を抑へて居る爲めに、勃興せぬだけの話である、隨て之を掃蕩することの難いことは、申すまでもない話でございます故に、現政府にして今日の狀態を其儘維持し、即ち其主張して居ります通りに、西伯利の秩序維持に任ぜんと致しますならば、此上澤山の兵を出して、さうして之を何時まで出して置くか、何時まで掛るか分らぬと云ふやうなことに歸着する、斯う云ふ結論になります國民として果して是が堪へ得ることであるかどうであるか、少くとも二億圓內外の金を費して居る、其金を無限に——何時まで掛つたら其事が濟むか分らぬ事に、果して費し得るものであるかどうであるかと申すことは、大なる問題であつて、餘程今日攻究をしなければならぬ事であると思ふ、素と此出兵は無論寺內內閣の發議に係つたものでありまして、現內閣の責任ではありませぬけれども、併し現內閣が之を引受けた以上は、何とか始末を著けなければならぬと申すことは、當然の話でございます、其方針は何れに在るかと申しますれば、當年の議會では餘り承りませぬでございますけれども、昨年の議會に於きましては、我が小寺君の質問に對し、外務大臣は明かに秩序維持の事を申されて居る、其速記錄の一部を私は茲に朗讀致します「其當初の主要目的は「チェックスローヴァック」軍を救援するに在つた次第でございます然るに其目的は先以て成就せられたと見て宜しい（然れども其目的が成就せられた故に直樣此兵を引揚げると云ふ譯にも參りませぬから政府の最初の目的の條件を改めて秩序維持に十分なる兵數に之を減ずることになりました詰り日本軍が一旦占領をし其地方の治安を保つ義務を負ひました以上は之に代つて治安を維持する勢力が出現し來らざる中は濫に引くと云ふことは我人民の利益保護に對しまして、又露國民各國民の保護に對しましても致し兼ぬる次第でありまするが故に、此秩序維持が露西亞國民に依つて十分に出來ると云ふ見据が付くまでは兵數の多寡は別問題と致しまして、矢張之に當るの義務あるものと思ひます、其考よりして兵數を減じまして、今日では約二萬六千になつて居ります、で目下西伯利に於ける我軍の行動は、一に此治安維持を目的として居る次第でございます、固より毛頭露國の內政に干涉するが如き事は、我が方針ではありませぬ然れども若し我が治安維持に對して防害を與ふる者がありますれば、之を討伐することは勿論の話でありまして、先般來過激派を掃蕩致しましたことも、此方針に出た事であります、尙ほ何時までも此西伯利に我日本軍を駐屯せしむる意思であるかと云ふ御問でありましたが是は唯今申しました昨今駐屯せしめ居りまする其趣旨が繼續致して居りまする間は、勿論之を撤退する譯に行かない、即ち秩序回復致しまして、我軍の駐屯の必要を認めない時に至れば、無論之を撤兵する次第でございます」斯う云ふ風に西伯利の秩序が回復せぬ以上は、何所までも此兵を駐め置くと云ふ趣意を明かにされて居りますが、果して政府は今尙ほ此趣意を守つて居るのであるか、承りたいものである、一方列國の狀況はどうであるかと申しますれば、既に歐羅巴の方に於きましては、最早露西亞の事には干涉せぬ、露國の事は露國人をして自ら之を爲さしめよと云ふ方針を執るに至つて、反過激派に對する物質的の援助を絕つて居る、斯う云ふことになつて居ります、最近は又巴里の最高會議に於きまして、對露通商の開始と申すやうな問題も起つて參つて居りまして、餘程事情が變つて居るやうに考へます、米國の如きは前申しました通りに、既に撤兵を斷行する、米國に於ても昨今承る所に依りますれば、色々通商に就ての說も出て居るやうでございます、どうも私共考へますと、一昨年既に第一の目的が達せられた以上は、再び秩序維持に任ずると云ふことはどうしても列國との間に相當の協商がなければならぬ筈と思はれます、其邊の事は如何ですか、[illegible]豫算を議會で承りますと、外務大臣は宣言には、成程「チェック」一致援の目的が達すれば、直ぐに撤兵すると云ふことが書いてあるが、宣言などはさう墨守すべきものではない、窮屈に解釋すべきものではない（さう窮屈に解釋したならば、外交が出來るものでないと云ふことを答辯されて居りますが、私はさう考へない、宣言は最も重要なるもので、苟も國として海外に向つて大兵を出すに、就て內外に宣言したものは、決して二三にすべきものでないと思ふ、更に變つた目的で兵を駐むる必要があるならば、相當の手續をして列國の諒解を得なければならぬと思ふ、宣言の文句は其通りにやれるものでない、書いてある通りに解釋すべきものでない、さう窮屈では困ると申すやうなことは私は無いと思ふ、尤も浦潮と日本は一衣帶水の間に在つて又一方南滿地方に於ても、餘程西伯利とは接近して居ることでありますから、米國などとは多少事情が違ひますけれども、さればと申して、我國として大に深入をして、西伯利の秩序維持に任じなければならぬと云ふ事情もなからうと思ひます、第一居留民の保護と云ふことも、必しも必要でないとは申しませぬが、私共實際參つて見ますると〃或は浦潮であるとか、哈爾賓であるとか云ふ所を除きますれば、居留民と申しても、さう澤山の數は居りませぬ、立派な商賣をして居る人は極めて少ない多くは醫者とか、理髮師とか云ふやうな者でもう少し申しますれば醜業婦の團體が多い、其他は日本軍が居るに就て、それに附いて行つて居る人達である、是等の人の爲めに澤山の兵隊を出して之を守る必要があるかどうか、實際今日は商賣などは出來ませぬ、商賣の仕樣がありませぬ、殆ど「留」などは有つても無きが如く、物貨を輸送しやうと云つても、鐵道の便が開けて居りませぬから、實際商賣が出來ませぬ、是等の狀況に於て居留民を保護するが爲めに、澤山の兵を駐めて置く必要は斷然ないと思ふ、相當の途を以て引揚げるものは引揚げれば宜いと思ふ、又今一つは過激思想の傳播と云ふことを、頻りに唱へらるゝ人もございますが、成程過激思想の傳播は甚だ恐るべきものであつて、是は防がなければならぬ、防ぎ得るものならば是は防がなければならぬ、併し過激思想は武力を以て防ぎ得るものかどうか、誰でございましたか、綱を以て風を捕ふるが如しと云ふことを言はれましたが、私は實に至言綱を張つて瓦斯を防ぐやうな手段であると言つてい、到底武力を以て過激思想の傳播を防ぐことは出來ないと思ふ、彼地に參つて居りました時に、某領事の話を聞きますと、其人が露西亞に居つて「レーニン」に會うた其時「レーニン」が言ふのに、過激思想の傳播は吾々の大に努むる所である、日本には既に人を遣つて居る、日本に對する傳播の費用として、四百萬留の豫算を定めて居ると云ふことを公然話したと云ふことを、私は其領事から直接に聞きました、そう云ふ工合で、彼等は此過激思想の傳播に大に努めて居ります、而してそれは武力を以て制することが出來ない、武力を以て制し得ると考へて居ると、何時の間にか日本にも此過激思想が傳播して參りまして蔓延する虞があると思ひます、次には日本軍か是だけ苦心をして、彼地の秩序維持に努めて居るのを、露西亞の人は果して喜んで居るか、又其意志が通じて居るかどうかと云ふことを、私は一言致したいと思ふ、既に外務大臣、其他總理大臣あたりから、昨年も本年も始終言明を致されて居ります日本は決して領土的野心を有するものでない、又他の國の困難に乘じて利權を壟斷すると申す如き卑しい心を有つて居るものでない、正義人道に基いて、即ち隣國の平和を維持するが爲めに、兵を出して居るものであると云ふことを頻に申されてありますが果して此意志が西伯利の人に徹底して居るかどうかと云ふことを私は疑ふ、今日に於ても尙ほ當議壇に於て、總理大臣が日本には野心が無いと云ふことを言明され、又私が昨年參りました時にも、尙ほ軍事當局者は外に向つて、日本は決して領土的の野心を有つて居ないと云ふことを、或は演說に、或は文章を以て申されて居る、斯う云ふ必要を感ずることを私は甚だ遺憾に思ふ、そんなことを言はないでも、日本の意志は既に分つて居らなければならぬ筈である、然るにも拘らず今尙此事をしなければならぬと云ふのは、彼等の中に分らぬ者がある、爲めであると思ふ、實際私共が聞いて見ますと、西伯利の下級の人民は、日本の兵は何の爲めに來て居るかと云へば有產階級の者が金を出して、日本の兵を雇うて來て居るのであらうと、斯う云ふ風說すら爲して居る者がある、又少し進んだ者になれば、遙々日本の兵が澤山來て、此寒暑の厭もなく、駐在して居ると云

ふことは、是は唯事でない、鐵道を首め其邊の土地を占領する考を持つて居るに違ひない、斯う云ふ事を始終申して居ります、尤も我軍が之を守備し、或は憲兵の代りに或は警察の代になつて、地方の人民を保護して居る、其所の人は、日本軍の勢力を多として居るやうでございますけれども、一般から申しますれば、どうも十分に其趣意か判つて居らぬことが多いやうでございます、一例を申しますれば「ブラゴイエスチエンスク」の南の方のことであつたさうでございますが、過激派討伐の爲めに我兵が或村を燒きました其爲めに其村の中には色々の災難を被つて者があるのを氣の毒に思ひまして、領事の建言で之を救恤する爲めに物をやることになつた、凡そ二十萬圓許りの金を以て、色々な品物を買つてそれを車に積んで持つて行つて、之に配つてやつたさうでございます、喜ぶかと思ひましたら喜ばない、到頭日本軍は自分が惡い事をしたと考へて、斯う謝りに來た、怪しからぬ話である、斯う云ふことを申して居つて、之を甘んじて貰はぬと云ふ狀況であつたと云ふことを、親しく聽いて參りましたでございますが、斯う云ふ事情が追々盛になつて居ります、今もう一つ申上げますれば、茲に此「ニコリスク」の勞働者、並に鐵道從業員に日本の兵が物をやりましたことに就きまして、檄文を配布して居ります、其前半は隨分酷い事が書いてございます、私は茲にそれを讀むに忍びませぬが、後の方に至りまして斯う云ふことが書いてあります、「今や日本軍は吾等に加へし自己の罪惡を掩はんとして日本軍司令部は吾等一人に對し麥粉五「フント」を提供せり浦潮地方及一番河の勞働者等は右の如き勞働階級を侮辱する贈物を受けざりき地方牧師等日本の援助を拒絕し材料部電信部等の勤務者等も右の如き日本軍の新規に案出せる侮辱を拒絕せり剩へ「ニコリスク」市民兵等さへ日本軍の此贈物を拒めり「ウスリー」鐵道從業者諸君は宜しく日本軍の贈物を拒絕し浦潮其他の勞働者の例に倣ふへし諸君は宜しく日本軍司令部に向つて斯く答ふへし掠奪の徒よ西伯利を去れ吾等は汝の援助の如何なるものなるやを知悉せり唯々汝等の帝國主義の爲めに利せんとして汲々たるのみ汝等が吾等に加へし總ての罪惡は吾等永久に忘れざるべし我が勞働者の流せし一滴に對して吾等は復讐すべし、鐵道從業員の贈物頒與の當日露國勞働者等は彼等奸將等が銃劍越に差出す彼等の援助を拒むと共に彼等の政府に永久に呪咀を送る」斯う云ふ激烈な事が書いてあります、又哈爾賓の電信に依りますと、斯う云ふことを言うて居る、「日本は速に極東より其の軍隊を撤退すべく過激派と言ひ反過激派と稱するも畢竟我同胞間の爭なるに日本が「セミヨーノフ」軍を援助するは內亂を助成し益々良民を苦しむることとなり且日本軍の駐屯は鐵道輸送を阻碍し吾人の苦痛をより痛烈ならしむるものなり日本軍にして撤退せば內亂は忽ち終熄し鐵道輸送は恢復し缺乏せる物資の輸送を豐富にし交通通信を圓滿にし西伯利住民の幸福は日と共に增進すべし」斯う云ふことを言つて居る、まだあります、是れは今日の新聞にございましたのでありますが、哈爾賓に於きますところの、「東淸鐵道從業員を中心とせる哈爾賓の各職業同盟會の代表者は去る二十七日某所に會合して日本の出兵反對に關し凝議の末次の如く決議し之を露國新聞の外日支各新聞社外交代表者並に東淸鐵道會社に送致することゝせり」斯う云ふことを書きました、其の意味は「一、總ての露國の勞働者及民主階級並に一般人民が全力を濺ぎて爭鬪殺戮の境より脫し平時の業務に服すべく一致協力せんとしつゝある際に當りて日本軍が後貝加爾及露國極東に駐屯することは徒に永久に之れが實現を妨げ且つ民亂を助長するのみなり」と云ふことを書いて居る、又日本軍の駐屯は「チエック」並に聯合軍の撤退を保障すべく露國の鐵道を守備する上に於て決して必要なりとは認めす」斯う云ふ事を書いて居る酷いのは「日本軍國主義者の野望は多數露國民の反對あるに拘らす彼等は貝加爾其他の露國領土に軍隊を增加せんとして止ます之れ實に彼等が該地方を侵略し其政治及經濟狀態をして該地方に於ける數百萬の露國住民に結合せんとするものなり」斯う云ふやうな酷い事を言うて居ります、之を以て日本軍の駐兵が彼等に歡迎せられて居らぬと云ふことは、能く分りませうと私は考へる、是は露西亞の人のみであるかと申せばさうではない、列國に於ても此事は甚だ不明になつて居る、明かになつて居らぬやうに思はれる、先般來英吉利等の新聞に於ても、日本が西伯利に兵を駐めて居るに就ては、何か土產を持つて歸らなければならぬことであらう、又やつても宜しいと云ふやうに新聞にも報道されて居りますが、其中亞米利加の事を書いたものが此所にございます、「紐育諸新聞も亦案外大なる憂慮論を發表しつゝあり十六日「サン」紙は國務省より祕密使として派遣せられ二箇年間西伯利に滯在して最近歸國せる「ヘンリーワープロー」氏の意見を載せたるが「ワープロー」氏は日本は過激派軍の東漸を阻止する口實の下に西伯利に於ける廣汎なる地域の占領を始めたり米國にして日本が事實上西伯利の半を倂合するを認めんとせばいざ知らず然らざれば結局米軍を西伯利より撤退すべからず寧ろ增兵の必要ありと論斷せり而して國務省側も亦此等の非難に對し防禦の線を張らんとし東部西伯利は尨大なる軍國主義の日本帝國の一部となるべき懸念なきを主張しつゝありて政府は東部西伯利が日本に倂合せられざるやう相當處置を採り準備を講じ居れり」斯う云ふことが書いてございます、亞米利加にも斯う云ふ輿論があるものと見えます、更に進んでは我帝國の國民は果して能く此の兵隊を出して居る所の目的を諒解して居るか如何、是が大問題である、此事に就ては此間片岡君から御述になりましたが全く今日の有樣は冷淡に見える、國民が之に對して冷淡に見える、何故冷淡であるかと云ふと職に名が無い、どう云ふ譯で彼等が彼所に行つて居るかと云ふ名が無い、名が有つても明白でない故であります、彼地に參りましても、初の內は慰問袋なども大分參つたやうでありますが、近頃はそれが來ない、故鄉の通信さへ少なくなつて居ると申したやうな有樣、日本に於ても今や西伯利に於ける獨墺俘虜の救濟同盟會と云ふ計畫あることを聞きましたが、我が出征軍に對して慰問すると云ふやうな企は餘り聞きませぬ、有るか知れませぬが、餘り多くは聞きませぬ洵に氣の毒な有樣であると思ひます、之に就て是も極く近い新聞でありますが、大藏省から彼地に參つて居つた富田事務官と申す人の話が出て居ります之を讀みます「是も私の出發當時に目擊した事實談だが浦鹽の我赤十字病院には一見淚を催すやうな日本傷病者が澤山居る彼等は敵と交戰の場合心氣興奮して居る爲め思はず知らずに防寒具を脫いて鬪ふので凍傷に罹るのであるが甚しいのになると手も足も斷れてしまつて恰度癩病患者のやうな悲慘な有樣である是等の傷病兵は陛下の御爲めなら如何なる艱難でも構ひませぬが他國の爲めに惱壓苦みをするのは莫迦々々しいと思ひますと言つて居る私の不審に堪へないのは一體我國は西伯利の秩序を回復する爲めにどの位の程度まで生靈と資金の犧牲を拂ふ積りであるかと云ふことである忌憚なく言へば西伯利問題に對する我國の立場は恰も深い泥田に足を突込んだやうなもので殆ど拔差しならぬ窮地に陷つて居ると云つても差支ない成程露國の復興も大切には相違ないが聯合各國が續々兵を引揚げるのに我國獨り徒らに增兵するなんて其麼莫迦々々しい事があるものぢやない國民の大多數も反對し派遣軍の幹部の中にさへ反對の意見を持つて居る人もある」派遣軍の幹部の中にさへ反對の意見を持つて居る人もある、斯う云ふ事が書いてある、是が洵に恐るべき事で、彼地に參つて聞きますと、初めは露國の過激派思想が、我が兵隊に傳播をしやせぬかと云ふことを氣遣つて居つたが、さう云ふことは無い、彼等も露國政府の哀れなる有樣を見て、斯樣な事はすべきことではないと考へた、左樣な心配は無いと申されて居りまするけれども、今後は殆ど名が無い、名が有つても不明白な事で、寒暑甚しい所に身を曝して時折生命を捨てなければならぬと云ふことになりましては、遂に彼等自身の中に、惡空氣が出て來はせぬかと云ふことを慮れる、富田と云ふ人の書いた中に、幹部の中にすら反對があると云ふことであるから、是は將來大に愼まなければならぬ事であると思ふ、それから次は「セミヨノフ」「カルムイコフ」「グヅネヲーフ」等の哥薩克首領に對して、我國は從來どう云ふ援助を與へ、又今後與へんとするかと云ふことは問題である、此間陸軍大臣の御話を承りますと、さう云ふ事はして居らぬ、一向援助は與へて居らぬと云ふやうに承りましたが、少しく是は事實が違ふやうに思ふ、私共即ち昨年參りました時分に、「チタ」に於て、「セミヨノフ」の本營と申しますか、住宅と申しますかに行つて、色々話も承り、又招待に依りまして、晝飯を一緒に食ひました、其の時分には其部下の有力なる將軍、其他州長有力者も參つて居りましたが、其時分に斯う云ふ事を「セミヨノフ」は歡迎の辭として述べて居ります、「露國の諺に最も不幸なる時に親善の關係は結ばると言ふことあり露國は一時不幸なる境遇に陷りて他に協同一致する國もなく亦援助を求むるの途を知らざりき是を吾人同志は露國及露國民の爲め其不幸を救はんと欲し滿洲里に兵を擧げ祖國の敵たる過激派と戰ひたり然れ

ども戰鬪するにも銃もなく砲もなく又[illegible]もなし加之糧食さへ[illegible]乏を告げ此時に當り計らずも有力なる日本の援助に吾々の前途に對し一道の光明を與へたり其援助により一の主體を作り露國統治の爲め進むことを得たり而して此事たる露國民何人と雖も知らざることなく何人と雖も之を否定することを得ず此憐み深き援助に對し深く感謝す」斯う云ふ事を其晝餐の席上に於て彼から承つて居ります、故に陸軍大臣が之を援助せぬと云ふことは、何等かの間違でありはしないかと思ふ、此事に就て說明を煩す、それから次になりましては「ハバロフスク」の近邊黑龍江の少し下りました所の、「サドロー」と申す冬營のある所がある、之に昔露西亞の政府に屬して居つた黑龍江の艦隊を日本の海軍で管理して居る約そ海軍から四百有餘名の人が參つて居る、一箇月費す所約百萬圓、鐵工場等を設けまして、色々砲艦の修繕を致して居ります、是れはもう云ふやうな協商で、日本の國の手で管理しなければならぬことになつたのであるか、此管理は何時まで續けて行く御考であるか、之を聽きたい、黑龍江は御承知もございませう殆ど四千哩位は船が行くことが出來ます、其中には松花江烏斯里或は「ゼヤ」と申すやうに支川がございまして、何れも相當な船を浮べて行くことが出來ます、之を運輸上に利用すると云ふことは、西伯利の利權開發の上に於て、最も必要なる事である、然るに其事に就ては、未だ手が着いて居らぬやうである、黑龍江に國旗を揭げる所の船は、露西亞と支那と二つしかございませぬ、日本の如きは大分金を出して、船を買うて居るやうに承りますけれども、何れも露西亞人の名儀になつて、日本の旗は樹てることが出來ないと云ふことになつて居る、さう云ふ次第であるに拘らず、此川を護衞致します所の船を澤山な金を掛けて、管理して居らなければならぬ必要が何所にある、一艘や二艘は「ゼヤ」邊りに送つて陸軍の共同作戰に使つて居りますが、さう大仕掛にする必要もなし、又用ゐる所もなからうと思ふ、之に就てはどう云ふ御考があるか、それが承りたい、次に此鐵道の管理問題に移ります、西伯利に於ける鐵道は極めて軍事上に重要なるものであることは、私が申すまでもない話で、今日は秩序維持と申しても、其實鐵道の警備に任して居ると申すやうな次第である、亞米利加の如き初めて出兵を致しました理由は殆ど其[illegible]を探れば、鐵道問題であると申す事に、私は鐵道院から參つて居つたところの長尾さんと云ふ御方に聞きました、それは此鐵道問題は西伯利に就て重要なる問題であるからである、そこで今ほどう云ふことになつて居るかと申せばそれは此間外務大臣も一寸御話があつたやうでございますが、もと管理すると云ふことであつたのでございますけれども、管理すると云ふことではなく、此頃は監督すると云ふことである而して其爲めには最高委員を置きまして、最高會議を拵へ、其下に軍事輸送部と技術部と斯う云ふ二つに分れて、何れも委員組織になつて仕事をして居ります、軍事輸送部の方は、前には日本の竹内中將が委員長でありましたが、今日は誰方でございましたか、日本の野戰交通部の御方が勤められて居る、技術部の方が亞米利加の「スチーブンス」氏と云ふ人がやつて居る、是は追々引揚げると云ふことでございますが、全然專權を持つて掌つて居る、さうして其管轄區域はどうなつて居るかと申しますれば、東支鐵道、即ち東淸鐵道と、後貝加爾の方は米國でやる、黑龍江管理區と長春の管區、即ち哈爾賓長春の間は日本がやる、烏蘇里の一部も日本がやつて居る、斯う云ふ事になつて居りまして、日本の管轄區域は頗る不利益である、徒らに線路長くして、非常に不利益なる所になつて居ります、黑龍江線の如きは、私共參つた時でも一週間に一偏しか汽車が通らない、極めて寥々たる所で、而も線路長くして非常に警備に困難なる區域でございます、初め、どう云ふ譯で斯う云ふ管區が日本が御取りになつたかどう云ふ譯で日本の爲めに、甚だ不利益なる管區を御選になつたかと云ふ事は、私共の了解する事の出來ぬ一つでございます、それから又鐵道の管理に就ての交渉は、一昨年以來日本と亞米利加、並に列國との間に續けてやられて居つたのでございますが、其交渉の迹に就て見るとどうも日本が初は隨分強い事を言つて、相當なる事を言つて居りながら、終には全然亞米利加の申出に同意をした斯う云ふ事になつて居る、是は果してどう云ふ關係から同意されたものであるか、何分にも私共には合點が參らぬ、之に就て今私が確な取調に依て其經過の順序を此に申述べて、さうして尚ほ政府の意見を伺ひたいと思ふ、若しも此事が或は外務當局等に於て、何か御懸念があると申す事があるならば、相當な手續を御執りになつて然るべきものと思ふ、私は過ぎ去つた事であるから差支ないと思ひまして、是から一通り順序を述べます、初め七年八月中旬に浦潮に於きまして、米國指揮官から聯合軍委員會監督の下に、「スチーブン」一行をして露國鐵道の運行に任ぜしめんとする提議があつて、英佛代表者は之に同意した其後間もなく臨時鐵道委員會なるものが出來まして軍事と技術の二つに分けて、當面の事を處理する事に致しました、九月初め日本駐在の米國大使は、當時の東支鐵道長官「ホルワット」將軍以下を革職し、「スチーブン」一行をして西伯利全鐵道を管理せしめたきことを提議した其後佛蘭西英吉利兩代表者からも、夫々意見の提出がありましたが要するに軍事輸送は別として、一般管理は委員の手に屬せしめ、其委員長は「スチーブン」を以て之に當てたい、斯う云ふ提議であつた、之に對して日本はどう云ふことを申したかと云ひますれば、東支鐵道は日本唯一の交通線なるを以て、委員の權限外に置かなければならぬ、又同線及後貝加爾線も其指導の援助は、日本に於て擔任しなければならぬと云ふ趣意を以て之に反對した、更に九月の末になりまして、米國大使は浉盟に參つて周旋を致しまして「スチーブン」に任すは決してそれを統治せしめんとするものではない、運行である「オペレーション」だけであると云ふことを申して、色々緩和に努められましたが、日本軍の代表者は之に反對された、斯う云ふやうな工合で、出先に於て段々交渉をして居りましたけれども中々六ケしくなり來つたに付て其交渉を東京に移されさうして十月十九日華盛頓府に於て、米國國務卿と我が石井大使との間に交渉をせられた、米國の主張は依然實務は「スチーブン」をして擔任せしめたい、斯う云ふ趣意である、それから十月十五日又日本に駐在して居る英國大使から此件に就て提議があつた、全鐵道の一般經營は、聯合軍に於て任命せらるべき總長「スチーブン」に委任したい、斯う云ふことを申したけれども、我が政府は之に同意せずして、十一月になりまして、「トムスク」鐵道、及其以前は「スチーブン」に一任し、後貝加爾東支烏蘇里、黑龍江の諸線は、日米共同にて指導援助する事を日本が提議した、併し米國は之に對して、共同從事は實際困るから、贊成が出來ない斯う云ふことである、今度日本から出した所の提議はどうであるかと申せば、餘程[illegible]になつた、それには聯合軍、策動地帶内に於ける[illegible]者は聯合各國の代表者より成る委員、[illegible]人を委員長として之に任せ、其下に技術部と軍事輸送部を設け經營は露國人に任せ、保[illegible]は各國軍隊之に當り、此經營に任ずる露國へは、出來得る限り且つ[illegible]で技術部の勸告を容れ及援助に從ふべしと云ふやうな、餘程不要領な「成るべく」とか「出來得る限り」と云ふ文字を使つたことである、之に對する米國政府の答は、それでは「スチーブン」をして、其手腕及特殊技術を有効に發揮せしむることの出來ないものであるから、之に賛同することが出來ない、「スチーブン」が又申すのには、從來の經驗に依て、中々露國人は言ふことを聽かないから、全權を持たなければさう云ふ仕事の出來るものでない、今露西亞には技術は必要でない、金だけあればそれで宜い、斯う云ふことを言つて居る、唯た露國人を監督するならば、殆ど委員長などは飾物同様であるから駄目である、斯う云ふことを言つて居る、今度我が政府はどう云ふことを言ひました、我が政府は遂に十二月十六日第三回目の提議として經營に任ずる露國人は本案規定の監督に服するものとす、露西亞人は監督に服されなければならぬと言つて、さうして技術部の絶對權力を認め、尚ほ技術部は部長を選任し、之に鐵道の技術的運行事務を專任す、同部部長は右運行事務に關して全權を有し技術部は顧問とし行動する餘程變挺である、委員會を拵へて委員が委員長を選んで其委員長は絶對全權を以て委員は皆な顧問である、顧問として働く、斯う云ふやうなことを日本の側から提議した、何の爲めに斯く迄大々的の讓歩をして、斯の如く米國の意を迎へなければならぬ譯であつたか、全然米國の提議に同意したと申す事は最も了解に苦しむやうな次第である、少し立入つて居りますが、此事に就きまして亞米利加の方から交換條件を得たと云ふやうなことも出て居ります、どう云ふ交換條件であるかと申しますれば、右協定を爲すに當り、日本は「スチーブン」氏か技術部長たることを認むると同時に、米國は恰も米國の羣國に於けるが如き、又英國の白國に於けるが如き關係を日本が西伯利に於て有することを認めることになる是はどう云ふ趣意でございますか、是は餘程重大なる事であるが、之に就て解釋は如何であるか、是も

承りたい、又亞米利加の方も愈々撤兵を斷行することに就きましては、此「スチーブン」首め一行皆な引揚げるやうに聞いてございますが、さうしましたならば、此後をどうする、日本が之を引受けて御遣りになる御考であるか、東支鐵道首め、是迄亞米利加の管轄して居つた所の區域を全然日本が引受けて御遣りになる御考があるか、どうであるか、それをやるに就きましては、第一多くの技術者を送らなければならぬ、鐵道は何れも荒れて居る、大きな貨車を皆な停車場に引張つて來させて、さうして飯を焚く所を拵へて、事務所にして居ると云ふ始末である之を完全に整へるに付ては、餘程金が要る、中々容易ならぬことである、既に數千萬圓か、幾らか各國から出し合ふと云ふやうな話もあつた、さうでございますが、餘り他所の國は出さぬ、日本が先般外務大臣から承りますれば、二百萬圓か御出しになつたと云ふ位なことである、今度之を引受けますれば、第一人も遣らなければならぬ、金も遣らなければならぬ、それを見込んで之を引受けられる考であるがどうであるか、幣原大使は亞米利加に向つて、鐵道の事に就ても日本が勝手にして宜しいかと云ふ念を押されて居る、どうしてもやると云ふやうな御考が見えるが、やるにしまするとも中々容易なことでない殊に東支鐵道に就ては、此頃支那の方が中々威張出して居りますから、果して之を日本の手に委することを彼等は承知するかどうか、之を日本の手に取りませぬと、日本軍隊の活動上に於て、大なる影響を及ぼすものと私は認める、斯う云ふことはどう云ふことに、なさる御考であるか、若し此鐵道を引受ければ、幾らの金が要るか、其金の見込がどうなつて居るかと云ふことも、御調が御出來になつて居れば併せて承りたい、今一つは西伯利の經濟援助會の問題である、一昨年八月日本に於て、西伯利經濟援助會と云ふものが出來ました、西伯利に向つて經濟上の援助をすると云ふ主義であつたのでございませうか、其以來どう云ふ事を實際なされたのであるか、此間外務大臣、も少しく御說明になつて居りますけれども餘り見るべき事業が無いやうに思ふ、賣買を始めやつて居つたやうでありますけれども、是も一般の商人から反對があつて止めた、施療して居りますが、是れは陸軍の方でやつて居る、殆ど陸軍の軍醫の手に一切引受けて、僅か藥の代りの外援助會から拂つて居らぬやうなことも承つて居ります、物をやる救恤的に物品をやりますが、先刻私が讀上げました通り、彼等は斯んなものを貰う筋がない、饑えても周の粟を食はずと云ふ意氣を示して居る、斯んな次第では甚だ效力を疑ふのである、外務大臣の御話には、日露の學校に補助して居ると云ふやうなことを聽きましたが、是れはどう云ふことであるか、學校に經濟援助會から補助をすると云ふことは、餘程筋途が違う話である、是れは今後どう云ふことに爲さる御考であるか承りたい、今一箇條は此の頃、歐羅巴の方に於きまして對露通商の開始に關する協議が成立つて居るやうで、或は外務大臣は是れは政府との話ではない、購買組合との話であると云ふやうな御說明のやうでありますが、何しろ孰れにしても、此の問題が成立つて居つて、昨今の新聞で見れば、反古同樣の留の相場が騰り掛けて居ると云ふやうなことも書いてございますが、之れに就ては日本の政府は、どう云ふ主義方針を御執りになることであるか、是れは重大問題である、之が根本問題であつて、之が解決しますれば、自ら西伯利の問題に及んで來ると考へますから、此點に就て承りたい、是で私の西伯利に關する問題はしまいまして今度海事上に關しまする問題を少しやります、政府は四十一議會に於きまして、此歐羅巴、亞米利加、濠洲等に關する遠洋航路の補助に關する議案を提出されました、其內容は如何であるやと申しますれば、一切從來通り、即ち五六年前立てました所の計數に基きまして、補助を與へると云ふことで、其期限は何時からであるかと申せば、即ち當年九年の一月から二箇年であると、斯う云ふ案を立てた、どう云ふ理由であるかと申しますれば、休戰條約は成立つて居るけれども未だ頗る世界の狀況も混沌として分らぬ故に、先づ暫く此通りにして置くと、斯う云ふ御話で併し何分にも五年も六年も前に作りました所の數字に基いて、同じ方法を襲踏すると云ふことは、如何にも世界の大勢に順應せぬ話でありますから、甚だ困ると云ふことを豫算委員に於て申しましたらば遞信大臣は、成程尤な話であるから、其期限內と雖も改めることは改めて、色々施設すると云ふことを言明されてる吾々一同から贊成したと斯う云ふ次第で其內追々局面も展開して來まして、海運界の狀況の如きも、大分見込が附いて來たことでありますから定めて遞信大臣は此事に就て、當議會に何か案を御出しになると期待して居りますが、更に其事は無い遠洋航路としては、南米、南洋線等に新たなる補助案は御出しになつてございますけれども、其幹線たる所の歐羅巴とか、亞米利加とか、濠洲、斯う云ふことに就て、何等改善された所の案を御出しにならぬと云ふことは、私の甚だ失望する所であります、唯だ此實行に方りまして、歐羅巴と亞米利加の「シヤートル」線だけは、期限を一箇年としてあります桑港の方は之を二箇年と致して居りますが、是はどう云ふ譯であるか、其の理由が承りたい、もう一つ之に關しまして北米航路は、從來郵船會社と商船會社の兩會社が連合して經營して居つたものであるのを、此度は之を郵船會社のみ任せることにして居りますが、是も何か相當の理由のあることゝ考へる、私の承ります所に依りますれば、是は實は商船會社は斷つた、最早北米航路の補助は必要が無い、御斷りをすると云ふことで、さうして已むを得ず政府は郵船會社に任せられた、商船會社が既に補助なくしてやれるものであるならば、郵船會社は無論やれる筈である、又歐羅巴航路の如きもさうである、果して今日此補助を引續いて必要とするかどうであるか濠洲航路も其通り、又桑港線に至りましても是迄通りの補助を必要とするかどうかと云ふ事は餘程の疑問である、今私が遞信省より頂戴した書面に依つて其成績を申しまするど、大正七年十月から同八年三月に至る歐羅巴航路線は、僅か二十六萬六千圓より損をして居らぬ、之れの航海補助金が二十萬八千圓又大正八年四月より今年九月に至る損失は三十五萬三千圓、補助金が三十二萬八千圓餘り、大きな損はして居りませぬ、相當に此內には積金等もございますから、相當の利益もあらうと思ふ

〔大岡議長議長席を退き濱田副議長代り著席〕

それから北米線に至りましては郵船會社の北米線は七年の十月から八年の三月に至るまで十三萬八千圓の利益、又は八年四月より九月に至るまでは百十萬八千圓、商船會社の方はどうであるかと云へばもう少し利益がある、大正七年七月より十二月に至るまで五百六萬幾ら、八年一月から同年六月に至るまでは三百五十九萬、斯う云ふ利益、是なら無論補助などは御斷りをする事は當然の話である、桑港線、是が一番經營困難な線でございますけれども是すらも七年七月から十二月までの間に百六十四萬餘圓、八年一月から同年六月までの間に十七萬七千餘の損、南米航路は七年の七月から同年十二月に至るまで百七十九萬の利益、それに又航海補助金がある、八年一月より八年六月に至るまで九十萬幾ら利益した、濠洲航路も七年の十月から八年の三月に至るまで六十三萬餘圓の利益、又八年四月から同年九月に至るまで十二萬九千の利益になつて居る、斯樣な利益を舉げつゝある所の線路に向つて、矢張補助金を下附せぬければならぬと御認になつたのは、どう云ふ次第であるか、縱し議會に於て之に協贊を表して、其豫算が成立つてあるにしましても、必要が無ければ削つて與へないやうにすればそれで宜い、其等の詮議は無論あつたことゝ思ひますが、どう云ふことから矢張依然之を與へることになつたか、それが承りたい、就きましては是は前內閣あたりからも、此議論は唱へて居るのでありますけれども、運賃を制限することは貿易上に必要である、一方で運賃を制限して置きまして、一方に補助を與へると申すことは甚だ分らぬ事でありますが、貿易上どうしても運賃を制限して居ることが必要であると始終政府は說かれる、私共から見ますれば、是は大なる間違つた考で航路の補助は即ち其航路が當然の營業を致しまして成立つことが出來ないと云ふことに依つて初めて之を與へるもので運賃を安くさす爲めに此補助をするものでないと云ふことは明白なる事實である、列國共さうである、一方に賃を制限して、片一方から補助を與へると云ふ事は無い、若し運賃に制限が必要で、航路を補助せぬければならぬと申せば、印度の航路の如きは最も必要である、又巴奈馬經由の紐育航路の如きも必要である、是等は制限を荷主と船主との間に加へて居りませぬ制限を加へて居りませぬが、是等は自然と追付くものであるから、左樣な干涉は宜しくない、或は戰の中に於きまして多少左樣な必要もあつたか知らぬが、今日は全然左樣なことはありませぬ、殊に又外國に參る運賃に就ては、汽船同盟の間に種々協定をされて、何れの營業者も之を守らんければならぬと云ふことになつて居りますから、日本政府に於て濫りに之に制限を加へますと列國當業者との間の協調を破り、日本の船は此仲間に入れてやりたいけれども、彼れが來ると政府の命令だとか何だとか言うて運賃の事を何とか言ふから

御免蒙る、斯う云ふことを始終申される、甚だ宜しくない、詰まり海運の發達にも影響を及す、斯様な事になつて、現政府の方針とさるゝ所の列國と協調を保つと云ふ上に於ても、大なる障碍のあることゝ考へます、斯様な考を以て補助をされると云ふことは、私は良くあるまいと思ふ、併し現政府は尙ほ此方針を御執りになる積りであるか、如何であるか伺ひたい、御承知の通り郵船會社は戰時の影響を受けまして多額の利得をし、五割十割の配當をして居る今日であります、航路自身から見て、多少損の行く所でも今日は忍んで強て補助などを貰はなくともやると云ふことは明かな話である、一航海二萬、三萬五萬の金は、有つても無くても同じ事である、けれどもそれを積りますれば百萬、二百萬、三百萬の金になつて、國家の爲めには大なる財源である、やらなくても宜い所に之をやると云ふことは、甚だ譯の分らぬ話である、是等に就ては遞信大臣はどう云ふやうな吟味をなさるか、一面に於て郵便航送料と云ふものがあつて、郵便航送料には大分拂はなければならぬ、若し補助命令を廢めれば、郵便は無料で行くものでないから、大分航送料を拂はなければならぬ、結局之を差引すると、助成金をやつても餘り損にならぬと云ふことを、今日豫算委員會で大臣が言はれましたけれども、是は大分見當が違ふ、郵便航送料は、鐵道船舶郵便規則と云ふものがあつて、之に基いて之を支拂ふべきものである、然るに金をやつて航送料を差引くと、結局釣錢が取れて利益だから、補助金はやる方が宜いと云ふのは、寔に譯の分らぬ事と言はなければならぬ、仍て私は即ち此遠洋航路に對する政府の補助方針を承らんとする者である、次には海員養成の問題（「簡單に願ひます」と呼ふ者あり）五年に亘りました所の世界の大戰亂の爲めに、我國の受けました所の利害の影響は非常に多い、其中最も好影響を受けたと認められまするものは、即ち海運業と造船業の發達であります、（「代議士養成も御賴み致します」と呼ふ者あり）戰の前には僅か百八十萬噸しかございませなんだ所の汽船が昨年は二百九十萬噸、殆ど三百萬噸に垂んとして居る、又大正三年度の造船高は僅か九萬噸弱に過ぎませなんだものが、昨年は六十萬噸を越え、是よりは年々六七十萬噸を造ることが易々たる位の勢になつて居る、寔に結構である、其爲めに海運業に依て俄に産を造つた人も澤山出來、又運賃傭船料を海外から取つて來て、日本の正貨が增すと云ふ利益も見、又今日では世界の東西到る處の港灣に、日本の旗の翻つて居らぬ所は無いと云ふやうな、非常なる盛況に立至つて居ることは、國家の爲め甚だ慶ぶべき事でございます、併し船と云ふものは獨りで動くものではない矢張之を操縱して行く所の人間がなければならぬ、即ち其爲めには船舶職員法と云ふ物がございまして乘つて行く所の人間が定められて居る、船長、一等運轉士、二等運轉士、機關長、一等機關士是等が法定の人間になつて居る、併し實際は中々此八人位ではありませぬ、少なく共五人乃至十人の人間が必要になつて居る、而して其等の乘組員はちやんと乘組員としての資格を具へなければならぬ、然らば是等の資格はどうして得られるかと云ふと、（「そんな講釋は要らぬ」と呼ふ者あり）東京商船學校の卒業生、其他は皆試驗を受けて之に合格した者でなければならぬ、先づ學校を卒業致しまして、船長となるまでには十年位の年限は掛る、其他機關長も同じ事で、一等運轉士等も皆相當の學問と經驗が無ければ出來ぬやうな譯である、是は容易に人が造られるものではない、故に船は增しましても、人の方が增さぬものでありますから、今日は海員の不足を減じて居ることが夥しいのであります、機關長の如きは、一日行きますと日給六十圓以上であります、月給ぢやありませぬよ、日給が六十圓とか七十圓とか云ふ高額になつて居る、一日でそれだけの高給を取る、それでも尙且つ得難い、又地方の乙種商船學校と申しますから、極く下級な商船學校を卒業した者でも、初めて出ても百二十圓位の給料に有付く、斯様に引張合の形になつて居つて、どの船主も海員を得ることに就て非常に苦心して居る、其結果はどう云ふ事になるかと云ひまするど、經驗か不十分で技術の未熟な者でも、矢張免狀を持つて居れば之を其通りの職員に任用する、故に海員の素質と云ふものは自ら下つて參りまして、其爲めに船の安危にまで影響を及すことの少からぬものがある、又もう一つは各船主から色々掛合を致しまする爲めに、自然に給料も上つて來、又人の心も定らずして、自然色々面白からぬ所の奢侈の風も生じ、又船主との間に紛議を生ずると云ふやうな不都合を釀します、下級船員の如きに至つては、遂に其爲めに色々の險惡な思想を懷くと云ふやうな虞がございます、又もう一つは金が貯りまれば、何分斯う云ふやうな危險な仕事には成るべく避けたいと申して去る者が多うございますから、自然海員の數も減ずる、斯う云ふやうな事で、中々海員の素質と申すことは六ケしい事になつて居ります、我國には之に對して如何なる機關があるかと申しますれば寔に貧弱なもので、遞信省の管轄に屬して居る東京商船學校、是が一つございます、其外には道廳で立てゝ居るものとか、府縣で立てて居るものとか、申すものが、僅か十か十一あるかも知れませぬが、其外に此間川崎芳太郎君から政府に寄附されました、一つの商船學校があると云ふ位である年々出て來ます所の卒業生も極めて少い、本年の豫算を聞きますと、僅かに二百八十人か三百人よりございませぬ、海軍の方から來る人を合せましても、四百七十人か五百人にしかなりませぬ、それに對して入用の人間は幾らかと申しますれば、少くとも千八九百人は要ります、百五六十艘の船が殖えて來ますから、どうしてもそれだけの人が必要になつて來る、さうするとどうしても千三四百人の不足を生ずる、斯う云ふやうな有樣になつて居る、之を何とか致しませぬければ、大に海運界の發達を害すると云ふやうな次第であります、然るに是迄どう云ふ事をしたと申しますれば、或は船舶の職員法の施行細則を直し、又は船舶職員試驗規程に改正を加へ下級海員の免狀所有者を以て上級海員に代用するの制を定め海員試驗法を簡易にし、併せて免狀授與の資格を引下げると云ふやうな、姑息な事を致して居る、是で以てどうか斯うか間に合ふやうには致して居りますけれども、是は別に人が殖えたのではない、資格を得るに容易ならしめん爲めの方法で、詰まり資格素質を下げたのである、人は殖えて居らぬ御醫者さんが少いから看護婦の上りに醫者の免狀をやつた、斯う云ふやうな事に過ぎぬ、是亦今日の狀況と致しましては已むを得むと致しましても、其結果は大に恐るべき事であると思ふ、又此教育上の事に就ても甚だ統一を缺いて居る、東京商船學校は遞信省が之を管轄して居つて、其地方の商船學校は文部省に於て管轄して居る、此間も川崎男爵から寄附された所の學校の管轄に於て遞信省と文部省との間に爭が起つて、どちらも御斷りしたいと云ふやうな事で、やつと終りに文部省が之を引受けたと云ふ事を招く、地方の[illegible]、海員[illegible]番高等の東京商船學校は[illegible]の免狀は遞信省で出すと云ふやうな、工合で[illegible]統一である、文部省では[illegible]で遞信省から技師一人を借りて來て監督させ[illegible]云ふやうな事にして居りますが、それでは[illegible]養成の目的を達すると申すことは六ケしい、[illegible]私が申すこともなく、國家一朝事有る秋には[illegible]切なものでございまして、平生から其心を以て[illegible]養成しなければならぬやうな必要なものである、何故政府に於ては速に養成する所の機關を御作りにならぬか、昨年文部大臣は幾多の高等學校、專門學校等を御作になる案を出して、そろ〳〵着々實行されて居ります、獨り海員問題、目下急を訴へる海員問題を疎かにされて居るのは其意を得ぬ、航海補助費の如き要らぬやうな所へ金をやつて、而かも一つの商船學校を加へましても、三四十萬圓の維持費があれば出來る、何故此方は御粗末であるか、もう少し海員の養成に御努めにならぬか、其趣意の在る所を伺ひたい、又下級海員に至りましても一向養成に御努めになつて居りませぬ、僅か共濟會に三萬圓の補助を與へて居るに過ぎない、是も今日に至りましては極めて不十分であるから、大に御努めにならなければならぬと思ふ、其次に海事審判の點、海事審判と申しますれば海員の技術を審議致します裁判所である、（「簡單に願ひます」と呼ふ者あり）簡單には參りませぬ、一通り事情を申さなければ分りませぬ船が增しますれば自ら沈沒を致します、或は乘揚げたり衝突を致します、當然事件が殖えて參ります、殖えて參りますれば、此事件は之を海事審判に懸けて其乘組員のした事が、果して善いか惡いかと云ふ事を吟味することになつて居る、此機關が今日甚だ不十分、不十分な筈です、即ち二十二三年前に拵へました所の規定であつて、僅に船が五十萬か六十萬ほか無い所の事を基礎と致しまして、此制は設けられたのであるから、甚だ不十分、殆ど專門に之を御遣りになつて居る方は無い多くは遞信省の高等官とか、管理局長抔が兼務致しまして、之をやられて居る、故に其事務が自ら澁滯することは免れない、又近頃は　じやうな人が、前申しました所の海員の試驗等に從事致し、其試驗を受ける者が追々增して參りますと、中々忙しくて容易に審判に手が廻らぬ、

斯う云ふことも承つて居ります、是等は大に改正をされて、さうして今日既に三百萬噸もあり、追々四百萬噸五百萬噸に增さんとする所の、海運界に順應する所の制度を御設けになるべきものであると思ふ之に對する遞信省の御意見は如何であるか、それが承りたい是で私の質問は終りました。

○副議長（濱田國松君） 此場合諸君に御諮りを致しす質問第五、並に日程第一より第四に至る全部は、各提案者より延期の申出があります、許可して御異議はありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君） 御異議がなければ總て延期に決します、隨て日程は是で終りました、明後日は本會議を開きます、日程は追て公報を以て御通知を致します、今日は是にて散會。

午後五時三十五分散會

○大正九年二月五日（木曜日）

午後一時十六分開議

議事日程　第七號

第一　少年法案（政府提出）　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　矯正院法案（政府提出）　第一讀會

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五　大正八年法律第五號中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第六　鐵道敷設法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第七　刑事訴訟法中改正法律案（高木益太郎君提出）　第一讀會

第八　人權保護に關する法律案（高木益太郎君提出）　第一讀會

第九　軍人恩給增額に關する建議案（村松恒一郎君外七名提出）

第十　官幣大社吉野神宮境域擴張に關する建議案（東武君外一名提出）

○議長（大岡育造君） 諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一昨四日政府より提出せられたる議案左の如し

公債金特別會計法案

鐵道國有法中改正法律案

道路公債法案

國債整理基金特別會計法中改正法律案

家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案

電信事業公債法案

電話事業公債法中改正法律案

臺灣事業公債法中改正法律案

樺太事業公債法中改正法律案

朝鮮事業公債法中改正法律案

議院法中改正法律案

公有林野官行造林法案

一去三日議員より提出せられたる議案左の如し

橿原神宮祟祠向上に關する建議案

提出者　片山太郎君

民間航空事業奬勵保護に關する建議案

提出者　高見之通君　中村啓次郎君　粕谷義三君　伊東重君

一今五日議員より提出せられたる議案左の如し

軍人恩給法中改正法律案

提出者　柏原文太郎君

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に揭載す〕

一昨四日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第二部

豫算委員　正木照藏君（田中萬逸君補闕）

請願委員　井原喜代太郎君（西英太郎君補闕）

第六部

決算委員　井島茂作君（正木照藏君補闕）

第九部

決算委員　紫安新九郎君（長尾元太郎君補闕）

一去三日所得稅法改正法律案外六件委員中村喜平君辭任に付其の補闕として氣賀勘重君を議長に於て選定せり

○議長（大岡育造君） 是より會議を開きます、日程第一、第三は、便宜上一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議無ければ一括議題と致します、第一少年法案、第三矯正院法案之を一括議題と爲し、第一讀會を開きます。

第一　少年法案（政府提出）　第一讀會

少年法案

少年法

第一章　通則

第一條　本法ニ於テ少年ト稱スルハ十八歲ニ滿タサル者ヲ謂フ

第二條　少年ノ刑事處分ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外一般ノ例ニ依ル

第三條　本法ハ第七條、第八條、第十條乃至第十四條ノ規定ヲ除クノ外陸軍刑法第八條、第九條及海軍刑法第八條、第九條ニ揭ケタル者ニ之ヲ適用セス

第二章　保護處分

第四條　刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲シ又ハ刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲ス虞アル少年ニ對シテハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一　訓誡ヲ加フルコト

二　學校長ノ訓誡ニ委スルコト

三　書面ヲ以テ改心ノ誓約ヲ爲サシムルコト

四　條件ヲ附シテ保護者ニ引渡スコト

五　寺院、保護團體又ハ適當ナル者ニ委託スルコト

六　少年保護司ノ觀察ニ付スルコト

七　感化院ニ送致スルコト

八　矯正院ニ送致スルコト

九　病院ニ送致又ハ委託スルコト

前項各號ノ處分ハ適宜併セテ之ヲ爲スコトヲ得

第五條　前條第一項第五號乃至第九號ノ處分ハ二十三歲ニ至ル迄其ノ執行ヲ繼續シ又ハ其ノ執行ノ繼續中何時ニテモ之ヲ取消シ若ハ變更スルコトヲ得

第六條　少年ニシテ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケ又ハ假出獄ヲ許サレタル者ハ猶豫又ハ假出獄ノ期間內少年保護司ノ觀察ニ付ス

前項ノ場合ニ於テ必要アルトキハ第四條第一項第四號、第五號、第七號乃至第九號ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ第四條第一項第七號又ハ第八號ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ執行ノ繼續中少年保護司ノ觀察ヲ停止ス

第三章　刑事處分

第七條　罪ヲ犯ス時十六歲ニ滿タサル者ニハ死刑及無期刑ヲ科セス死刑又ハ無期刑ヲ以テ處斷スヘキトキハ十年以上十五年以下ニ於テ懲役又ハ禁錮ヲ科ス刑法第七十三條第七十五條又ハ第二百條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ前項ノ規定ヲ適用セス

第八條　少年ニ對シ長期三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ以テ處斷スヘキトキハ其ノ刑ノ範圍內ニ於テ短期ト長期トヲ定メ言渡ス但シ短期五年ヲ超ユル刑ヲ以テ處斷スヘキトキハ短期ヲ五年ニ短縮ス

前項ノ規定ニ依リ言渡スヘキ刑ノ短期ハ五年長期ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス

刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ爲スヘキ場合ニハ前二項ノ規定ヲ適用セス

第九條　懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタル少年ニ對シテハ特ニ設ケタル監獄又ハ監獄內ノ特ニ分界ヲ設ケタル場所ニ於テ其ノ刑ヲ執行ス

本人十八歲ニ達シタル後ト雖二十三歲ニ至ル迄ハ前項ノ規定ニ依リ執行ヲ繼續スルコトヲ得

第十條　少年ニシテ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタル者ニハ左ノ期間ヲ經過シタル後假出獄ヲ許可スルコトヲ得

一　無期刑ニ付テハ七年

二　第七條第一項ノ規定ニ依リ言渡シタル刑ニ付テハ三年

三　第八條第一項及第二項ノ規定ニ依リ言渡シタル刑ニ付テハ其ノ刑ノ短期ノ三分ノ一

第十一條　少年ニシテ無期刑ノ言渡ヲ受ケタル者假出獄ヲ許サレタル後其ノ處分ヲ取消サルルコトナクシテ十年ヲ經過シタルトキハ刑ノ執行ヲ終リタルモノトス少年ニシテ第七條第一項又ハ第八條第一項及第二項ノ規定ニ依リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者假出獄ヲ許サレタル後其ノ處分ヲ取消サルルコトナクシテ假出獄前ニ刑ノ執行ヲ爲シタルト同一ノ期間ヲ經過シタルトキ亦前項ニ同シ

第十二條　少年ノ假出獄ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條　少年ニ對シテハ勞役場留置ノ言渡ヲ爲サス

第十四條　少年ノ時犯シタル罪ニ因リ死刑又ハ無期刑ニ非サル刑ニ處セラレタル者其ノ執行ヲ終ヘ又ハ執行免除ヲ受ケタルトキハ人ノ資格ニ關スル法令ノ適用ニ付テハ將來ニ向テ刑ノ言渡ヲ受ケサリシモノト看做ス

少年ノ時犯シタル罪ニ付刑ニ處セラレタル者刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ猶豫期間中刑ノ執行ヲ終ヘタルモノト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

前項ノ場合ニ於テ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ人ノ資格ニ關スル法令ノ適用ニ付テハ其ノ取消サレタル時刑ノ言渡アリタルモノト看做ス

第四章　少年審判所ノ組織

第十五條　少年ニ對シ保護處分ヲ爲ス爲少年審判所ヲ置ク

第十六條　少年審判所ノ設立廢止及管轄ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條　少年審判所ハ司法大臣ノ監督ニ屬ス

司法大臣ハ控訴院長及地方裁判所長ニ少年審判所ノ監督ヲ命スルコトヲ得

第十八條　少年審判所ニ少年審判官、少年保護司及書記ヲ置ク

第十九條　少年審判官ハ單獨ニテ審判ヲ爲ス

第二十條　少年審判官ハ少年審判所ノ事務ヲ管理シ所部ノ職員ヲ監督ス

二人以上ノ少年審判官ヲ置キタル少年審判所ニ於テハ上席者前項ノ規定ニ依ル職務ヲ行フ

第二十一條　少年審判官ハ判事ヲシテ之ヲ兼ネシムルコトヲ得

判事タル資格ヲ有スル少年審判官ハ判事ヲ兼ヌルコトヲ得

第二十二條　少年審判官審判ノ公平ニ付嫌疑ヲ生スヘキ事由アリト思料スルトキハ職務ノ執行ヲ避クヘシ

第二十三條　少年保護司ハ少年審判官ヲ輔佐シテ審判ノ資料ヲ供シ觀察事務ヲ掌ル

第二十四條　書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ審判ニ關スル書類ノ調製ヲ掌リ庶務ニ從事ス

第二十五條　少年審判所及少年保護司ハ其ノ職務ヲ行フニ付公務所又ハ公務員ニ對シ囑託ヲ爲シ其ノ他必要ナル補助ヲ求ムルコトヲ得

第五章　少年審判所ノ手續

第二十六條　大審院ノ特別權限ニ屬スル罪ヲ犯シタル者ハ少年審判所ノ審判ニ付セス

第二十七條　左ニ記載シタル者ハ裁判所又ハ檢事ヨリ送致ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外少年審判所ノ審判ニ付セス

一　死刑、無期又ハ短期三年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ルヘキ罪ヲ犯シタル者

二　十六歲以上ニシテ罪ヲ犯シタル者

第二十八條　刑事手續ニ依リ審理中ノ者ハ少年審判所ノ審判ニ付セス

第二十九條　少年審判所ニ於テ保護處分ヲ爲スヘキ少年アルコトヲ認知シタル者ハ之ヲ少年審判所又ハ其ノ職員ニ通告スヘシ

第三十條　通告ヲ爲スニハ其ノ事由ヲ開示シ成ルヘク本人及其ノ保護者ノ氏名、住所、年齡、職業、性行等ヲ申立テ且參考ト爲ルヘキ資料ヲ差出スヘシ

通告ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得口頭ノ通告アリタル場合ニ於テハ少年審判所ノ職員其ノ申立ヲ錄取スヘシ

第三十一條　少年審判所審判ニ付スヘキ少年アリト思料シタルトキハ事件ノ關係及本人ノ性行、境遇、經歷、心身ノ狀況教育ノ程度ヲ調査スヘシ

心身ノ狀況ニ付テハ成ルヘク醫師ヲシテ診察ヲ爲サシムヘシ

第三十二條　少年審判所ハ少年保護司ニ命シテ必要ナル調査ヲ爲サシムヘシ

第三十三條　少年審判所ハ事實ノ取調ヲ保護者ニ命シ又ハ保護團體ニ委託スルコトヲ得

保護者及保護團體ハ參考ト爲ルヘキ資料ヲ差出スコトヲ得

第三十四條　少年審判所ハ參考人ニ出頭ヲ命シ調査ノ爲必要ナル事實ノ供述又ハ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ供述又ハ鑑定ノ要領ヲ錄取スヘシ

第三十五條　參考人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ費用ヲ請求スルコトヲ得

第三十六條　少年審判所ハ必要ニ依リ何時ニテモ少年保護司ヲシテ本人ヲ同行セシムルコトヲ得

第三十七條　少年審判所ハ事情ニ從ヒ本人ニ對シ假ニ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一　條件ヲ附シ又ハ附セスシテ保護者ニ預クルコト

二　寺院、保護團體又ハ適當ナル者ニ委託スルコト

三　病院ニ委託スルコト

四　少年保護司ノ觀察ニ付スルコト

已ムコトヲ得サル場合ニ於テハ本人ヲ假ニ感化院又ハ矯正院ニ委託スルコトヲ得

第一項第一號乃至第三號ノ處分アリタルトキハ本人ヲ少年保護司ノ觀察ニ付ス

第三十八條　前條ノ處分ハ何時ニテモ之ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得

第三十九條　前三條ノ場合ニ於テハ速ニ其ノ旨ヲ保護者ニ通知スヘシ

第四十條　少年審判所調査ノ結果ニ因リ審判ヲ開始スヘキモノト思料シタルトキハ審判期日ヲ定ムヘシ

第四十一條　審判ヲ開始セサル場合ニ於テハ第三十七條ノ處分ハ之ヲ取消スヘシ

第四十二條　少年審判所審判ヲ開始スル場合ニ於テ必要アルトキハ本人ノ爲附添人ヲ附スルコトヲ得

第三十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

本人、保護者又ハ保護團體ハ少年審判所ノ許可ヲ受ケ附添人ヲ選任スルコトヲ得

附添人ハ辯護士、保護事業ニ從事スル者又ハ少年審判所ノ許可ヲ受ケタル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第四十三條　審判期日ニハ少年審判官及書記出席スヘシ

少年保護司ハ審判期日ニ出席スルコトヲ得

審判期日ニハ本人、保護者及附添人ヲ呼出スヘシ但シ實益ナシト認ムルトキハ保護者ハ之ヲ呼出ササルコトヲ得

第四十四條　少年保護司、保護者及附添人ハ審判ノ席ニ於テ意見ヲ陳述スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ本人ヲ退席セシムヘシ但シ相當ノ事由アルトキハ本人ヲ在席セシムルコトヲ得

第四十五條　審判ハ之ヲ公行セス但シ少年審判所ハ本人ノ親族、保護事業ニ從事スル者其ノ他相當ト認ムル者ニ在席ヲ許スコトヲ得

第四十六條　少年審判所審理ヲ終ヘタルトキハ第四十七條乃至第五十四條ノ規定ニ依リ終結處分ヲ爲スヘシ

第四十七條　刑事訴追ノ必要アリト認メタルトキハ事件ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致スヘシ

裁判所又ハ檢事ヨリ送致ヲ受ケタル事件ニ付新タナル事實ノ發見ニ因リ刑事訴追ノ必要アリト認メタルトキハ管轄裁判所ノ檢事ノ意見ヲ聽キ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

前二項ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ本人及保護者ニ通知スヘシ

檢事ハ第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ送致ヲ受ケタル事件ニ付爲シタル處分ヲ少年審判所ニ通知スヘシ

第四十八條　訓誡ヲ加フヘキモノト認メタルトキハ本人ニ對シ其ノ非行ヲ指摘シ將來遵守スヘキ事項ヲ諭告スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ成ルヘク保護者及附添人ヲシテ立會ハシムヘシ

第四十九條　學校長ノ訓誡ニ委スヘキモノト認メタルトキハ學校長ニ對シ必要ナル事項ヲ指示シ本人ニ訓誡ヲ加フヘキ旨ヲ告知スヘシ

第五十條　改心ノ誓約ヲ爲サシムヘキモノト認メタルトキハ本人ヲシテ誓約書ヲ差出サシムヘシ

前項ノ場合ニ於テハ成ルヘク保護者ヲシテ立會ハシメ且誓約書ニ連署セシムヘシ

第五十一條　條件ヲ附シテ保護者ニ引渡スヘキモノト認メタルトキハ保護者ニ對シ本人ノ保護監督ニ付必要ナル條件ヲ指示シ本人ヲ引渡スヘシ

第五十二條　寺院、保護團體又ハ適當ナル者ニ委託スヘキモノト認メタルトキハ委託ヲ受クヘキ者ニ對シ本人ノ處遇ニ付參考ト爲ルヘキ事項ヲ指示シ保護監督ノ任務ヲ委囑スヘシ

第五十三條　少年保護司ノ觀察ニ付スヘキモノト認メタルトキハ少年保護司ニ對シ本人ノ保護監督ニ付必要ナル事項ヲ指示シ觀察ニ付スヘシ

第五十四條　感化院、矯正院又ハ病院ニ送致又ハ委託スヘキモノト認メタルトキハ其ノ長ニ對シ本人ノ處遇ニ付參考ト爲ルヘキ事項ヲ指示シ本人ヲ引渡スヘシ

第五十五條　刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲ス虞アル少年ニ對シ前三條ノ處分ヲ爲ス場合ニ於テ適當ナル親權者、後見人、戸主其ノ他ノ保護者アルトキハ其ノ承諾ヲ經ヘシ

第五十六條　少年審判所ノ審判ニ付テハ始末書ヲ

作リ審判ヲ經タル事件及終結處分ヲ明確ニシ其ノ他必要ト認メタル事項ヲ記載スヘシ

第五十七條　少年審判所第四十八條乃至第五十二條及第五十四條ノ處分ヲ爲シタルトキハ保護者學校長、委託者又ハ感化院、矯正院若ハ病院ノ長ニ對シ成績報告ヲ求ムルコトヲ得

第五十八條　少年審判所第五十一條及第五十二條ノ處分ヲ爲シタルトキハ少年保護司ヲシテ其ノ成績ヲ視察シ適當ナル指示ヲ爲サシムルコトヲ得

第五十九條　少年審判所第四十八條乃至第五十四條ノ處分ヲ爲シタル後審判ヲ經タル事件第二十六條又ハ第二十七條第一號ニ記載シタルモノナルコトヲ發見シタルトキハ裁判所又ハ檢事ヨリ送致ヲ受ケタル場合ト雖管轄裁判所ノ檢事ノ意見ヲ聽キ處分ヲ取消シ事件ヲ檢事ニ送致スヘシ

禁錮以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者ニ付第四條第一項第七號又ハ第八號ノ處分ヲ繼續スルニ適セサル事情アリト認メタルトキ亦前項ニ同シ

第六十條　少年審判所本人ヲ寺院、保護團體若ハ適當ナル者ニ委託シ又ハ病院ニ送致若ハ委託シタルトキハ委託又ハ送致ヲ受ケタル者ニ對シ之ニ因リ生シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ給付スルコトヲ得

第六十一條　第三十五條及前條ノ費用並感化院及矯正院ニ於テ生シタル費用ハ少年審判所ノ命令ニ依リ本人又ハ本人ヲ扶養スル義務アル者ヨリ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得

前項費用ノ徵收ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第六章　裁判所ノ刑事手續

第六十二條　檢事少年ニ對スル刑事事件ニ付第四條ノ處分ヲ爲スヲ相當ト思料シタルトキハ事件ヲ少年審判所ニ送致スヘシ

第六十三條　第四條ノ處分ヲ受ケタル少年ニ對シテハ審判ヲ經タル事件又ハ之ヨリ輕キ刑ニ該ルヘキ事件ニシテ處分前ニ犯シタルモノニ付刑事訴追ヲ爲スコトヲ得ス但シ第五十九條ノ規定ニ依リ處分ヲ取消シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六十四條　少年ニ對スル刑事事件ニ付テハ第三十一條ノ調査ヲ爲スヘシ

少年ノ身上ニ關スル事項ノ調査ハ少年保護司ニ囑託シテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第六十五條　裁判所ハ公判期日前前條ノ調査ヲ爲シ又ハ受命判事ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第六十六條　裁判所又ハ豫審判事ハ職權ヲ以テ又ハ檢事ノ申立ニ因リ第三十七條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スコトヲ得

第三十八條及第三十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十七條　勾留狀ハ已ムコトヲ得サル場合ニ非サレハ少年ニ對シテ之ヲ發スルコトヲ得ス

拘置監ニ於テハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外少年ヲ獨居セシムヘシ

第六十八條　少年ノ被告人ハ他ノ被告人ト分離シ其ノ接觸ヲ避ケシムヘシ

第六十九條　少年ニ對スル被告事件ハ他ノ被告事件ト牽連スル場合ト雖審理ニ妨ナキ限リ其ノ手續ヲ分離スヘシ

第七十條　裁判所ハ事情ニ依リ公判中一時少年ノ被告人ヲ退廷セシムルコトヲ得

第七十一條　第一審裁判所又ハ控訴裁判所審理ノ結果ニ因リ被告人ニ對シ第四條ノ處分ヲ爲スヲ相當ト認メタルトキハ少年審判所ニ送致スル旨ノ決定ヲ爲スヘシ

檢事ハ前項ノ決定ニ對シ三日内ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

第七十二條　第六十六條ノ處分ハ事件ヲ終局セシムル裁判ノ確定ニ因リ其ノ効力ヲ失フ

第七十三條　第四十二條、第四十三條第二項第三項及第四十四條ノ規定ハ公判ノ手續ニ第六十條及第六十一條ノ規定ハ豫審又ハ公判ノ手續ニ之ヲ準用ス

第七章　罰則

第七十四條　少年審判所ノ審判ニ付セラレタル事項又ハ少年ニ對スル刑事事件ニ付豫審又ハ公判ニ付セラレタル事項ハ之ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ編輯人及發行人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ著作者及發行者ヲ一年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三　矯正院法案（政府提出）　第一讀會

矯正院法案

矯正院法

第一條　矯正院ハ刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲シ又ハ刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲ス虞アル十二歲以上ノ性狀特ニ不良ナル者ヲ收容スル所トス

第二條　矯正院ニ收容スヘキ者ハ少年審判所ヨリ送致シタルモノ及民法第八百八十二條ノ規定ニ依リ入院ノ許可アリタルモノニ限ル

第三條　矯正院ニ收容シタル者ノ在院ハ二十三歲ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條　矯正院ニハ特ニ區劃シタル場所ヲ設ケ少年審判所、裁判所又ハ豫審判事ヨリ假ニ委託シタル者ヲ置ク

第五條　矯正院ハ收容スヘキ者ノ男女ノ別ニ從ヒ之ヲ設ク

第六條　十六歲ニ滿タサル者ト十六歲以上ノ者トハ分界ヲ設ケタル場所ニ各別ニ之ヲ收容ス

第七條　矯正院ハ之ヲ國立トス

第八條　矯正院ハ司法大臣ノ管理ニ屬ス

第九條　司法大臣ハ少クトモ六月每ニ一回官吏ヲシテ矯正院ヲ巡察セシムヘシ

少年審判官ハ隨時矯正院ヲ巡視スヘシ

第十條　在院者ニハ其ノ性格ヲ矯正スル爲嚴格ナル紀律ノ下ニ敎養ヲ施シ其ノ生活ニ必要ナル實業ヲ練習セシム

第十一條　矯正院ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ在院者ヲ懲戒スルコトヲ得

第十二條　矯正院ノ長ハ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テハ少年審判所ノ許可ヲ受ケ未成年ノ在院者及假退院者ノ爲親權者又ハ後見人ノ職務ニ屬スル行爲ヲ爲スコトヲ得

第十三條　矯正院ノ長少年審判所ヨリ送致シタル在院者ニ對シ執行ノ目的ヲ達シタリト認ムルトキハ少年審判所ノ許可ヲ受ケ之ヲシテ退院セシムヘシ

第十四條　矯正院ノ長ハ少年審判所ヨリ送致シタル在院者ニシテ收容後六月ヲ經過シタルモノニ對シ少年審判所ノ許可ヲ受ケ條件ヲ指定シテ假ニ退院ヲ許スコトヲ得

假退院ヲ許サレタル者ハ假退院ノ期間内少年保護司ノ觀察ニ付ス

第十五條　假退院者指定ノ條件ニ違背シタルトキハ矯正院ノ長ハ少年審判所ノ許可ヲ受ケ假退院ヲ取消スコトヲ得

第十六條　在院者又ハ假退院者逃走シタルトキハ少年審判所及矯正院ノ職員ハ之ヲ逮捕スルコトヲ得

少年法第二十五條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十七條　本法ニ規定スルモノヲ除クノ外在院者ノ處遇ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

矯正院ノ長ハ司法大臣ノ認可ヲ受ケ在院者ノ處遇ニ關スル細則ヲ定ムヘシ

第十八條　前二條ノ規定ハ少年審判所、裁判所又ハ豫審判事ヨリ假ニ委託シタル者ニ付之ヲ準用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣原敬君登壇、拍手起る〕

○國務大臣（原敬君）　少年法案、並に矯正院法案提出の理由を簡單に說明致します、少年法案は、十八歲未滿の少年に對して、普通の刑事裁判に依ることを適當と考へないのであります、仍て是等に對しては、保護、並に敎養の目的を以て、特別なる裁判法を設けたいと考へるのであります、而して此少年裁判に依て、或は感化院に送り、又は矯正院に送り、其他の方法に依りまして少年を保護し、並に敎養致さうと云ふ目的に外ならぬのであります、又矯正院法案、是は少年法と關聯致しまして、要するに少年改善の一方法として、少年監若くは感化院に送る中間に於て、矯正院と云ふものに少年を送つて、敎養致さうと云ふに過ぎぬのであります、是等は現在の我國の狀況に照しまして、少年の爲めに斯の如き法案に依つて矯正を圖ることは、今日の時局に於て適當の事と考へます、仍て此の法案を提出致しましたのであります十分御審査の上御協贊を希望致します

（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題に致します。

○横山勝太郎君　質問があります。

○議長（大岡育造君）　質問の申出がありました、横山勝太郎君。

〔横山勝太郎君登壇、拍手起る〕

○横山勝太郎君　極めて大體を承つて置きたいと考へます、近年社會の進歩を來し、又社會の組織が複雜に相成りまするに就て、所謂不良少年なる者が、非常なる速度を以て增加致して居る、是は文明社會の一の副產物であると考へて居ります、隨て本案の如き法律案が議會に提出せられたることは、甚だ結構な事であつて、吾々は寧ろ其提出の晩きを憾むものでありますて、唯今司法大臣より保護の意味を以て、特別裁判手續に附すると云ふやうな意味の御說明がありました、大體それで諒解することが出來るのでありますが、尙ほ二三不明なる點に就て、私は當局の意見を質して置きます、第一に此少年法案なるものは、吾々の豫想する所に依りますると、少年裁判法と云ふ形式を以て、御提案になるべきものと信じて居つたのでありますが、單に「少年法案」とあります、形式は孰れでも宜しうございますが、其內容に就て一讀致して見ますると、「少年審判所」、若くは「少年審判官」、或は「處分」或は「保護」と云ふやうな文字が使つてありまして、此少年法案の性質は如何なるものであるかと云ふことに就ては、多大の疑惑のあることゝ存じます、で第一に本案は當局に於ては、之を刑事政策の一端として提出せられたるものでありますか、或は社會政策の意味を以て提案せられたるものでありますか、此法案の主義に就て根本義を承つて置きたいのであります、或は今日の刑法、並に今日の刑事訴訟法の手續に於ては到底此少年の犯罪、若くは犯罪に近づかんとするの危險ある場合を律する事は出來ない、其故に刑法の補助的意味、若くは裁判の補助的の意味を以て刑事政策の徹底を期するが爲めに、出すと云ふ意味でありますか或は刑事政策の其目的の中に包含されて居るけれども、又不良少年を保護し、特別の裁判手續を設けて、而して社會の安寧幸福の爲めに資すると云ふ、一種の社會政策も無論包含せられたものと思はれるのでありますが、孰れを主とし、孰れを從とするか、若くは其一方に依るのであるか、此主義の如何に依て、此法案の內容の規定に多大なる影響を持つのでありますから、最初に根本主義に就て承つて置きたいのであります、第二に承りたいのは、唯今司法大臣の御說明に依りますと云ふと、少年保護の目的を以て、特別の裁判をするの必要ありと云ふことでありますが、其次に御提出になりました矯正院法案、此法案と對照を致しますと、云ふと、無論不良少年若くは惡童の保護が、本案の主眼であると云ふことは、唯今司法大臣の御說明と相俟つて極めて明瞭でございますが、保護すると申しますれば、此法案の目的とする所に依つて、結局に於て其不良少年、若くは惡童と稱する者の、改過遷善の見込のある者でなければ、此少年法案と云ふものは適用が無い譯であります、即ち絕對に感化の見込の無い者に對して、少年法案と云ふものは更に効果の無い譯であります、而して今日不良少年に對して、實際的知識を有つて居る人の說明若くは統計等に依て見ますと云ふと、不良少年の中の刑罰法令に觸れる者、若くは殆ど刑罰法令に觸れんとする危險のある少年斯の如き者が全體から申しますと、約三分の一は精神の低格者である、若くは白痴癡愚に近い所の者である、社會上の原因よりして不良少年の群に入つた所の者はどのやうにも少年裁判法の運用に依て之を感化することは出來ませうけれどもが、個人の性格に基く所の低能者、白痴者、若くは白痴に近い所の者は、如何に此少年法案を以てしても、到底感化の見込なきものであらうと私は信じます、其感化の見込のなき者、刑罰法令に觸れ、若くは觸れんとする不良少年が三分の一を占めて居ると云ふのであります、此少年法案の目的とする所が、不良少年保護、不良少年の感化に在りとするならば、此三分の一の到底感化することの見込の無い者に對しては、政府は如何なる策を執らんとするのでありますか、其事柄を承りたいと考へます、それから第三には此不良少年たる原因でありますが、本案並に矯正院法案には、不良少年となりし後に於て、其不良少年を保護し、其不良少年を感化せしむる其目的を持つて居るものでありますが、元來の理想から致しますれば、不良少年になる前に不良少年の出でざることを、國家としては其政策をせねばならぬと考へます、一方不良少年を造つて置いて、其不良少年の感化に努むるよりも、根本よりして不良少年の出でざることに政府當局は努むる責任があると考へます、然らば所謂不良少年なる者は、如何なる原因に依て出るかと申しますれば、詳しいことは私申す必要もなし、又存しませぬが、不良少年を最も多く產出する所は、諸君も御承知の通り所謂貧民窟である、貴族富豪の子弟、若くは中流階級の家庭よりも不良少年は出ますけれども、其大部分は貧民窟から出るのであります、此大部分の不良少年を產み出す所の貧民窟に對して政府は如何なる政策を執つて居るかであります、此東京市に現存して居る貧民窟、並に隣接郡村に澤山ございまする所の貧民窟、或は神戶の貧民窟、大阪の貧民窟、是等の大部分は、私自ら踏査をして實見して居りまするが、非常に澤山の不良少年を造るべき組織になつて居るのであります、御承知の御方もあるかも知れませぬが、東京市並に隣接郡村に於ける貧民窟の有樣を見ますると、大抵は三疊か四疊の室であります、此三疊乃至四疊の室に、私の實見する所に依れば、最も多く人間の住んで居つたのが三夫婦に子供二三人住んで居るのであります、其他四疊の室に二夫婦位皆な住んで居るのであります、斯の如き家庭に於て生れたる少年か、如何なることを經驗するかと云ふことは、是は申すまでもない事柄である、其他衞生上の設備と云ひ、教育上の設備と云ひ、絕對に貧民窟に於て、政府が何等の政策をも施して居らぬ、所謂貧民窟は不良少年の製造所と云つても差支ないのである、乃ち此貧民窟の救濟策は、防貧或は救貧の制度を盛にして、社會政策を行はなければ、此不良少年の根絕を期することは到底出來ないのであります、然るに政府が此方面に對して全然閑却して居るかどうか知りませぬが、其努力太だ微弱にして、連日貧民窟より不良少年を產出しつつ、其出來た不良少年を此不良少年法案、矯正院法案に依て感化せんとするのは、實に本末顚倒したことと申さなければならぬ、此點に就て政府當局の御考を承りたい、其次には此審判官の性質であります、此審判官の法律上に於ける性質は、憲法上の獨立の保障ある裁判官のことであるか、又左樣なものではないかと云ふことを承つて置きたい、それから此少年法案の中に規定してありまする所の保護處分若くは刑事處分に就て承りたいのでありますが、刑事處分に對しては、唯今司法大臣の御說明の如く特別の裁判手續と看ることが出來ますが、此保護處分に就て承りたいのは、第四條に規定してありまする所の幾多の自由を制限し、身體の拘束をする所の方法と云ふものは、是は憲法上から觀察を致しまして憲法第二十二條の所謂逮捕審問處罰と云ふ中に入るのでありまするか、どうでありまするか、若くは憲法の規定には毫も關係なき一種の處分としてある積りであるか、どうかと云ふことを承りたい、其次には元來が此兩法案の目的とする所は、不良少年の保護感化に在るのでありますが、所謂不良少年なる者は、如何なる方面に於て最も多いかと申しますれば是は文明の產物であると同時に大都市の產物である山間僻地に多く不良少年は居ないのであります、又假令山間僻地に五人や三人の不良少年がありと雖も之が爲に特に此少年裁判である所の、審判法を設ける必要は無いのであります、是故に此法案を運用するに付て、如何なる方面に最も必要であるかと申しますれば、東京、大阪、神戶の如き大都市に於て、最も必要であるのでありますが、政府は之を日本全國に直ちに適用せんとする趣意でありますか、當分の中は大都市のみに止めて置くの趣意でありますか是等大體に就て御說明を承りたいと考へます（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　鈴木政府委員。

〔政府委員法學博士鈴木喜三郎君登壇〕

○政府委員（法學博士鈴木喜三郎君）　唯今横山君の六點の御質問に對して、大約御答を申しまする、第一本案は社會政策に出でたものである、將又刑事政策に出でたものであるや、斯う云ふ御質問でありまするが、元來社會に不良少年が增加を致しまして、之を改過遷善させると云ふ事柄は、言ふまでもなく一面から言へば社會政策であります、又二葉の中に罪惡を苅取つて、善良なる國民たらしむると云ふ上からして、犯罪の增加を防止すると云ふ點から申しますれば、刑事政策であるのであります、それでありまするからして、本案收むる所の趣意は孰れが主にして、孰れが從と云ふことは無いのでありまして一面から云へば、社會政策たり、反面から觀れば又刑事政策であるのであります、第二點に於きまして感化し得ざる者はどうするのであるか、斯う云ふ要點に歸するやうでありまするが、是れは勿論力めて感化し得ざる惡性の者であつて、二十三歲まで收容して居つても改過遷善せしめやうと云ふのが法の目的であるのであります、どうしても斯うしても改過遷善の出來ぬ者は、是れは致方がない話でありまして、縱しや生理的から精神に缺陷を來しました者でも、或は病院に收容し、或は教育を施し、以つて色々の方面からして、出來得る限り改過遷善の實を

舉げやうと云ふのが、此法の目的とする所でございまする、第三には不良少年の發生する原因を根本的に杜絶する方法に就て、國家は如何なる政策を執つて居るかと云ふ斯う云ふ御質問でありまするが、御承知の通り不良少年たるの原因は多々ありませう、或は其家貧しうして、遂に不良少年となる者もございませう、或は又家庭の調和を缺いて居る所からして、不良少年となる者もございませう、其原因は一々此處で申上げませぬでも御承知の通りである、其原因に向つて杜絶するの政策と致しまして、或は救貧救濟の途を講じなければならぬ、或は教育に依て之を矯正しなければならぬ、或は其他慈善事業とか色々の方法に依つて其根本を杜絶すると云ふことは國家も今日まで十分努めて居るのでありまして、此上とも尚ほ此方面に於て努力する積りでありまする、第四點は少年審判官の性質でございまするが、此少年審判官なるものは、一の行政官でありまして、構成法の所謂判事と云ふ譯ではないのであります、それから第五點は此保護處分と云ふことをするに付て感化院へ送致するとか、矯正院へ送致するとか云ふやうなことは、憲法の所謂逮捕、監禁、審問、處罰と云ふ彼の條項に、觸るることなきや否やと云ふことに歸着するやうに承知しましたが、此保護處分と云ふものは、一の行政處分でありまして、懲罰刑罰を附する意味を以ての處分ではないのであります、それでありますから、審問、處罰、逮捕、監禁と云ふ條項には觸れぬ、積りであります、最後の御質問は、本法を制定した後、直ちに全國に施行する積りであるか、斯う云ふ御質問でありますが、今日の考に於きましては、成程不良少年の多くは大都會に在りまするが、何れの地方に於きましても、一地方裁判所の管轄區域内に於きましては、數ふべき程の不良少年は在るのであります、大都會に比すれば成程少うございますけれども、何れの地方に於きましても、一裁判所を設ける處に於ては、不良少年が在りまするから、今日の考では全國に旅行する積りであります、併ながら矯正院の方は、今日存在して居りまする所の監獄程、餘計造る必要はありませぬで、今日頭の内に描いて居りまする計畫は、先づ當分は全國の控訴院所在地位ゐに置いて澤山であらう、即ち六つか七つか拵へて置いたならば澤山であらうかと考へて居るのであります、大體右にて御了承を願ひます、（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題に供します。

第二、第四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 日程第一及第三の兩案を一括して、委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました。

○岩崎勳君 議長。

○議長（大岡育造君） 岩崎勳君。

○岩崎勳君 議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に豫算關係の法律案たる政府提出公債金特別會計法案、國債整理基金特別會計法中改正法律案、鐵道國有法中改正法律案、道路公債法案、家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案、電信事業公債法案、電話事業公債法中改正法律案、朝鮮事業公債法中改正法律案、臺灣事業公債法中改正法律案、樺太事業公債法中改正法律案、以上公債政策に關する十件を一括議題として其第一讀會を開き、政府の説明を求め、引續き之が審査を付託すべき委員の選擧を行ひ、次に同じく政府提出議院法中改正法律案の第一讀會を開き、政府の説明を求め、引續き之が審査を付託すべき委員の選擧を行ひ、次に同じく政府提出、公有林野官行造林法案の第一讀會を開き、政府の説明を求め引續き之が審査を付託すべき委員の選擧を行はれんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 日程變更の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 異議なければ日程は變更せられました、仍て公債金特別會計法案、外十一案件を議題と致します、先づ公債金特別會計法案、鐵道國有法中改正法律案、道路公債法案、國債整理基金特別會計法中改正法律案、家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案、電信事業公債法案、電話事業公債法中改正法律案、朝鮮事業公債法中改正法律案、臺灣事業公債法中改正法律案、樺太事業公債法中改正法律案、之を議題と致します、説明を求めます——高橋大藏大臣。

公債金特別會計法案（政府提出） 第一讀會

公債金特別會計法案

（本案は本卷一五六八頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

鐵道國有法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

鐵道國有法中改正法律案

（本案は本卷一五六九頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

道路公債法案（政府提出） 第一讀會

道路公債法案

（本案は本卷一五六九頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

國債整理基金特別會計法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

國債整理基金特別會計法中改正法律案

（本案は本卷一五六九頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案

（本案は本卷一五六九頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

電信事業公債法案（政府提出） 第一讀會

電信事業公債法案

（本案は本卷一五六九頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

電話事業公債法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

電話事業公債法中改正法律案

（本案は本卷一五六九頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

朝鮮事業公債法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

朝鮮事業公債法中改正法律案

（本案は本卷一五六九頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

臺灣事業公債法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

臺灣事業公債法中改正法律案

（本案は本卷一五六九頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

樺太事業公債法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

樺太事業公債法中改正法律案

（本案は本卷一五六九頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君） 唯今一括して議題となりましたる案に就きまして、簡單に説明を致します、此第七になつて居ります、先づ電話事業公債法中改正法律案に就きて説明を致します、此度電話交換擴張費既定額に對しまして、大正九年度以降八箇年度間の繼續費總額二億二千五百五十萬圓を追加し其全部を公債財源に依ることに計畫を致しました、故に現行の起債法定額「一億二百五十萬圓」を「三億二千八百萬圓」に改正せんとするものであります其他は序を以て法規の整理を爲さんとするに過ぎないのでございます、第八の朝鮮事業公債法中改正法律案過般提出致しましたる朝鮮總督府特別會計の豫算に依りますれば、鐵道建設及改良費、鹽田築造費醫院新營費、其他の事業費に於きまして、大正九年度より十五年度までの間に公債を以て支辨すべきもの、總額三千百六十六萬圓を增加致しました故に、之を現行の起債法定額、一億七千八百萬圓に追加致しまして、其法定額を「二億九千七十萬圓」に改正せんとするものであります、其他は法規の整理に止まるのでございます、第九の臺灣事業公債法中改正法律案、是は從來政府に於て經營致して居りました官佃溪埤圳工事を、水利組合の事業に移しまして其經費の一部千二百萬圓を六ケ年度間に補助することに計畫致しました、此補助費は從來公債財源に依て支辨致して居りましたる、水利事業費の一部に代るべきものでありまするから、同じく公債を以て支辨することに致したいと考へるのでございます、それで之が改正を要する一點でありまするが、又基隆築港費鐵道建設費等の、公債を以て支辨すべきもの千三百七十四萬圓を增加することに致しましたから現行の起債法定額「九千二百五十萬圓」を「一億六百三十萬圓」に改正することが、此改正の第二點となつて居るのであります、次は第十の樺太事業公債

法中改正法律案、是は新規の計畫に屬しまする大泊港修築に要する總經費總額四百九十萬圓、鐵道建設費追加額二百十萬圓、併せて七百萬圓を公債財源に依ることに致したいと考へますので、現行の起債法定額一五百五十萬圓一を一千二百五十萬圓一に增加せんとするものでございます、第六の電信事業公債法案、是は現在の電信の設備は時世の進歩に伴うて居りませぬので、著しく不便を感じて居るのでございます、故に大正九年度より十五年度まで、七箇年度間の總經費總額七千三百八十萬圓を支出致しまして、電信線路の增築、又は改築局所の創設、機械の引換改良等、必要なる施設を遂行致したいと考へるのでございます、之れが財源は公債に依ることが適當でございますから、此の起債法を制定せんとするのでございます、第三の道路公債法案、我國の道路は甚だ不十分でございますから、政府は大正九年度より三十八年度まで三十箇年度間に、總額二億八千二百八十萬圓を支出致しまして、或は軍用國道の改良を爲し、或は府縣以下の公共團體に對して補助を與へて、國道、縣道、若くは市の重要街路等の改良を爲さしむるの計畫を立てました、此財源は之を公債に求むることに致しまして、之が起債法を制定せんとする次第でございます、第一の公債金特別會計法案は、高等敎育機關の增設、又は擴張に關する公債法、帝國鐵道會計法、及此度提案致しましたる、道路公債法中に依りまして發行する所の公債の收入金を、從來の事業公債金と共に、統一整理致しますることが便宜でございまするので、事業公債金特別會計を廢止致しまして、新たに公債金特別會計を設置せんとするものでございます、第四の國債整理基金特別會計法中改正法律案、是は國債の借替に關する規定が餘り窮屈になつて居りまして、之を實際に適用することが能く行かないのでございます、是等の制限を除きまするこゝ、又其借替の爲めに發行する公債に整理公債條例を適用することになつて居りまする爲めに、國債の統一を妨ぐることになりますから、此整理公債條例の適用を廢しまして、一般國債に關する通則に依ることに致したい考であります、此二點に就て改正を加へたのであります、第五の家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案、是も國債整理基金特別會計法改正法律案と同じく、整理公債條例の適用を廢止せんとするものでございます、第二の鐵道國有法中改正法律案、是は鐵道買收公債又は鐵道買收の際、繼承致しましたる債務の借替に當りまして、現行法に於ては、此借替の爲めに發行する公債に對して、整理公債條例を適用することになつて居りまする爲めに、前段に申述べましたる通りに、國債の統一を妨げる處がありますので、之を改めて通則たる國債整理基金特別會計法に依ることに致したいと云ふ考であります、以上は公債に關する改正案提出の理由であります、要するに電信事業公債法外五件は、主として交通通信の便を增進致しまして、産業の發達、國運の進展に資せんとする趣意に出でたものであります、其他の改正案は、公債收入金の取扱を統一し、又は國債の種類の統一を致しまして、賣買其他取引上に於て不便を除きたいと云ふ考でございます、御審議の上御協贊を與へられんことを希望致します。

〔拍手〕

○議長(大岡育造君) 右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 此十件を一括して、委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます

○議長(大岡育造君) 其動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議はないと認めます、仍て動議の如く決します、次に議院法中改正法律案の第一讀會を開きます、原内閣總理大臣。

議院法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

議院法中改正法律案

議院法中左ノ通改正ス

第十九條中「五千圓」ヲ「七千五百圓」ニ、「三千圓」ヲ「四千五百圓」ニ、「二千圓」ヲ「三千圓」ニ改ム

附 則

本法ハ大正九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣原敬君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣(原敬君) 議院法中改正法律案の說明を致します、此法案は極めて簡單なるものでありまして議員の歳費を增加すると云ふ事であります、議員の歳費へ、御承知の如く現行歳費は二十年前に規定せられたものでありまするが、爾來經濟上の變化其他に依て、議員諸君の費用も多いことと考へまするし、固より議員は歳費を目的とするものに非すと云ふことは、申すまでもない事でありますけれども、國家としては、相當に其費用を支辨すべき筈のものであると考へますので、今日此法案を提出致しまして、議員の歳費を增加しやうと云ふ極めて簡單なる法律案であります、御審査の上御協贊あらんことを望みます。

〔拍手〕

○議長(大岡育造君) 委員の選擧を議題と致します

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議はないと認めます、仍て動議の如く決します、次は公有林野官行造林法案を議題と致し、第一讀會を開きます――山本農商務大臣。

公有林野官行造林法案(政府提出) 第一讀會

公有林野官行造林法案

(本案は本卷一五七四頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く)

〔國務大臣山本達雄君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣(山本達雄君) 唯今議題と相成りましたる、公有林野官行造林法案でございまするが、是まで公有林野に付きましては、夙に此造林に努力を致して居りまするが、何分地方公共團體資力の乏しいことと、其他種々なる關係よりして、兎角此造林の途が遲々として運ばないのであります、それが爲に造林し得べき面積が、尚ほ百有餘萬町步剩つて居るやうなる實況であります、斯の如きものでありまする故に、之を經濟上或は水源の涵養などに付きまして、一日も捨置き難き狀態でありまするが故に、國費を以て此造林の途に當りまして、さうして此荒廢して居るものを森林と爲し、而して一方では水源の涵養治水事業の進捗を圖りたいと云ふ趣意に於て、本案を提出致したる次第であります、どうか御審議の上御協贊あらんことを請ひます。

〔拍手〕

○議長(大岡育造君) 委員の選擧を議題と致します

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議はないと認めます、仍て十八名の委員に決しました――日程第五大正八年法律第五號中改正法律案、第一讀會の續を開きます――委員長根本正君。

第五 大正八年法律第五號中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續 (委員長報告) (確定議)

〔根本正君登壇〕

○根本正君 大正八年法律第五號中改正法律案の委員會の審査及結果を御報告致します、本案に就きましては、委員會を開くこと三回鄭重審議を遂げました、本案は昨年法律第五號を以ちまして公布せられたる、國勢調査施行に關する市町村交付金百五十五萬五千四百八十八圓を、二百十七萬七千六百八十三圓に增加せんとする案であります、此の增加する理由は物價の騰貴に原因致して居ります、此の市町村交付金と云ふものは、昨年決しましたところの法律案に較べて見まするも、約そ四割の增加になつて居るのであります、之れに就て市町村交付金を單に調査委員の辨當代、或は其の他の範圍と云ふものを擴めまする爲めに、增額をして如何と云ふ質問もありましたけれども、既に交付金の內容が議會の協贊を經て居りまする故に、今更基礎と云ふものを動かさず、單に此四割の增加をしたいと云ふのが政府委員の答辯でありました、又其他の委員よりも、從來の各般の統計の調と云ふものは、洵に粗漏杜撰なるものが多い、併ながら此度國勢調査と云ふものを――本年十月に行はれます所の此調査に就きましては、十分正確なる調査をして貰ひたい、それに就きましては、十分に調査する者の訓練をして、さうして誤りの無いやうに、一般の調査をする人を宜しく訓練する方が宜からうと云ふやうな質問もありました、之に對して政府の答辯に依りますれば、各種の法規に依りまして、地方の實際、之に當る所の內務部長或は理事官と云ふものを東京に既に兩三回招きまし

て、之に能く訓練をしました、此内務部長、或は理事官より、郡役所或は村と云ふやうな方へ、又其調査方を能く訓練をし、尚ほ其の他實地に當る所の者が實に多い、數十萬の人に上ると云ふことでありますからして、是等にも十分訓練をさせる事にしたと云ふやうな答辯もございました、此調査に就きましては、是迄に無い所の事柄であるからして、十分に此上中央に在る所の調査局に於て、益々注意をすると云ふことでありました、又此本案に就きまして、委員の中で質問がありましたが、目下國勢院と云ふものを設立することに就て、樞密院で審議されると云ふやうなことを承つて居る、是はどう云ふ性質のものであるか、國勢調査局が其中に意味して居るか又單に今日有る所の統計局と軍需局と云ふものを併せたものであるかと云ふやうな、詳細なる質問がありました、之に對して政府に於きましては、此度調査して居る所の國勢調査局と云ふものも、矢張其中に入つて、最も主要なる位置を占めると云ふやうなこともありまするが、併ながら、此國勢院と云ふものは、如何なる法規の下に機關が行はれるか、其細かい所は發布にならぬければ分らぬと云ふことで、其詳細なる事は、發布の上で判ると云ふ答辯でありました、前に特に諸君に御注意を願つて、本案を決するに重大なる問題がありまするが、本案は帝國版圖内に於て施行する法律案であるが故に、日本帝國の版圖内には、何れの場所に於きましても、本年の十月には人口調査、即ち國勢調査と云ふものを、行ふと云ふことを、此法律に規定されてあるのであります、然るに朝鮮の調は出來ないと云ふことは、此豫算から拔けてあるのであります、此本案を御覽になりましたばかりでは、其事は判りませぬが、色々調べて見ますと、朝鮮國の豫算と云ふものは、今年七十萬圓程、それが爲めに入れるべきものであつたのである、所がそれが無かつた、して見ると法律に定まつて居るものを單に豫算を省くのは、どう云ふ譯であるかと云ふことを、特に朝鮮の政府委員を喚出しまして取調べました、此答辯に依りますれば、昨年の三月以來朝鮮に於て種々混雜もあつて、實際に於て此調査と云ふもの丶爲めには、數萬の人を使はねばならぬ、然るに之が調査に當るべき人を任命することも、實は出來ないやうな譯であるからして此豫算と云ふものを省いて、此度の國勢調査には、朝鮮に於ては調べない積りであると斯う云ふ答辯でありました、併ながら法律に依つて出來て居るものを、豫算から除くと云ふことは甚だ不都合であると云ふことを再三質問を致しまして、段々調べて見ますると、政府委員の答辯は、唯今之に關する所の法律案を調査提出中であるから、何れ不日帝國議會に提出される譯であるからして、どうか其思召で此豫算の無いと云ふことを諒承して貰ひたい、と云ふ所の詳細なる御答辯がありました、故に本案は朝鮮に於ては本年は調査が出來ない、洵に遺憾の譯でありますが、事實上已むを得ず本年は朝鮮の人口は調が出來ない、と云ふ政府委員の答辯を諒と致しまして全會一致を以て本案は可決致しました、此段御報告致します。

○岩崎勁君　本案は讀會の順序を省略して、委員長報告の通り、可決確定せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なしと認めますに依て本案は讀會の順序を省略して、直ちに可決確定したることを宣告致します、日程第六、鐵道敷設法中改正法律案第一讀會の續を開きます、委員長齋藤珪次君。

第六　鐵道敷設法中改正法律案(政府提出)
第一讀會の續(委員長報告)

〔齋藤珪次君登壇〕

〔拍手起る〕

○齋藤珪次君　此鐵道敷設法中改正法律案は、豫定線を第一期線に繰上げる案でありまして、案其のものは僅に五線を第一期線に繰上げるのであります、即ち甲府より丸禮に至る線、新潟縣下阪町より今泉に至る線、岩手縣下盛岡より山田に至る線、島根縣の江津より廣島縣の三次に至る線、九州の福岡縣下長尾より原田に至る線、是だけを第一期線に繰入れるのでありまして、案の上から見ますれば洵に單純でありますが、併ながら政府は是と同時に二十一線の輕便鐵道を選定して、之を一方に提出して居ります、それから此鐵道敷設法に依て豫定線と致して居りまして、之を第一期に繰入れましたものは、略々其豫定線を盡したのでありまして、此の外には船橋より佐倉に至る線、及福岡縣久留米より熊本に至る線、此二線が豫定線に於て剩すのみでありまして、是は殘らず一期線に繰入れて、先づ第一の鐵道計畫は略々其目的を達すると云ふ順序になつたのであります、而して其殘つて居る船橋より佐倉に至る線路是は私設の電車鐵道に之を委せまして、政府が最早やる必要が無くなり、久留米より熊本に至る線は、是亦今日の場合に於ては、相當輸送の便も他に開けましたるが爲め、是も急設の必要は無い、即ち前者は私設に委せ、後者は急設の必要が無いのでありますから、豫定線に於ては、最早此敷設を達成し盡したと申して宜しいのであります、それが爲めに政府は此度は更に將來に向つての第二の計畫を立つるべく、其方針を以て調査したる所の改訂鐵道網なるものを提出したのであります、是が大小百八十三線と云ふ大きな數でありまして、是も委員諸君、並に諸君に之を汎く御覽を仰いで、さうして其意見を徵して、其長短を調節して、將來之を第二の豫定線、第二期線として採用せんとするの計畫でありますから其範圍頗る大でありまして、又質問應答の其經たる所のものも、餘程廣汎に亘つて居ります併ながら改訂鐵道網なるものは將來に屬するのであつて、謂はば參考であります、一面本案の外の二十一線の輕便鐵道は、是は既に九年度より著手して、十二年度までに終る提案でございますから、是は最も關係が深いのであります、而して斯の如きの法案、及一方に於て將來の希望を出しましたことに就きましては、政府の其答ふる所、說明する所に依つて見ますれば頗る重大なる意義を持つて居るのであります、故に委員諸君も最も熱心に御調査になりました結果、茲に本案は贊成を表することになりましたのでありまするが、其間に於ける經過、及結果に就て聊かもう少し御報告を致します、即ち二十一線路の輕便鐵道と云ふものは、本案に直接の關係はございませぬけれども、殆ど本案同樣の趣旨を含んで居るのでありまして、例へば山陽中央線と云ふ意味を持つて居る所の輕便鐵道の如き、或は四國循環線の意味を持つて居る鐵道の如きは、全く重大なるものでありまして、本鐵道に一歩も讓らぬのであります、又事實本鐵道と連絡し得られるのでありまして、唯だ輕便鐵道と云ふ名義なるが爲めに、是が何だか種類が違ふやうに見えますが、事實に於ては本鐵道と何の擇ぶ所が無いのであります、爲に是等に就て餘程研究も盡されたのであります、何にせよ今日の我國の鐵道は、未だ實際其普及が足りないのでありまして、其一端として申上げれば、大隈内閣の時に、鐵道の廣軌調査會なるものが設けられ、即ち期成調査會と云ふものが設けられまして、明治二十二年より大正三年迄の間の旅客の及貨物の經過を標準と致して、將來廣軌に爲すに就ての其根本と致して、如何に旅客及貨物が增加するかを、統計的に組立つたる所の表があります、是は即ち大正三、四年に於て其當時やつたのであります、學者、識者相揃つてやつたのであります、それに依りますると、大正三十二年に至つて、東海道に於て一哩に對する旅客が四百九十何萬人、稍々五百萬に達するの計數が出て居るのであります、又貨物も大正三十二年に至つては、三百九十四萬九千噸と云ふ貨物が載せられると云ふことになつて居るのであります、所が今回の大戰爭に依て著しき社會の進步、如何なる結果を來したかと申しますするのに、大正三十二年に於て四百八十七萬九千人に達すべき乘客が、八年に於て四百九十三萬三千人と云ふ大數になつたのであります、即ち三十二年よりも尙は八年に於て、業に既に其四百九十萬を突破したのであります、故に三十二年に達すべき其人數が、八年に既に破つたのでありますから、年限の上から見ますれば、二十四年間を短縮して、此鐵道の旅客が殖えてしまつたのであります、貨物もそれと同じでありまして、三十二年に三百九十四萬九千噸になるべき統計の計數が、是が八年に於て既に三百六十五萬噸と云ふものになりましたから、恰も是は大正二十八年に來たるべき數に、既に八年に達してしまつたのであります、即ち年限から申しますれば、二十箇年を短縮して、此貨物が增加を致した譯になるのでありまして、人員に於ては二十四年を短縮したる數が八年に於て現れ、貨物に於ては二十年を短縮したる數が八年に於て現れた、斯う云ふ激增と申しませうか、著しく增加を爲したのでありますから、現在の鐵道が洵に其釘付になり、如何とも困難をするのは、無理ならぬ次第である、之が爲めに之を緩和せしめ、之を救濟する爲めには、如何なる方法かを執らなければならぬのである、即ち是が今回に於ける政府の改正鐵道網の起つた所以であつて此鐵道網をして全國に六千九百哩の新鐵道を敷きまして、さうして未だ出來ない所の既定鐵道も之を出

來上ることに致しますれば、茲に始めて一萬五千哩以上の鐵道を敷設することになつて、さうして複線を敷いた如く、又複々線を敷いたるの効用を生じて唯今申した所の此增加したる鐵道の旅客及貨物をして、緩和せしむる所の方法を執れると云ふの方針になつて居るのであります、是が即ち今回政府が提出致しました、此案に附隨して、深き關係を有つて居る、即ち改訂鐵道網の生じたる所以であります、而して政府は又之に對しましては、之を提出して諸君の縱覽に供して、諸君の意を採用して、さうして之を第二期として採用せんとするのでありますから、洵に其意義や大なるものであると信じまして、特に之を御報告申す次第であります、さうして本案に就きましては、段々審議を致しましてございますが申すまでもなく本案は二百二十四哩に達するものであります、さうして外に鐵道線が七百七十二哩、是が二十一線路であります。斯う云ふ關聯したものになつて居りまして、而して本案に就きましては、種々質問もあり、希望もありました、其結果として、政府が致しまする、此線路に就きましては、新潟縣阪町今泉間に於ける鐵道は勿論之に就て異論は無いのであります、唯山形縣今泉に達しまして、それより米澤の方に參りまするのに、赤湯を經て非常な迂回をするが爲めに、此鐵道の目的を達成するには、直通に致さなければならぬと云ふことが議論でありました、之に就きましては政府も之を直通せしめて、而して便宜を圖らなければならぬと云ふので、今泉よりして米澤に直接に之を連續せしめると云ふ方針を執ると云ふことを明言致したのであります、それから廣島縣の三次及島根縣の江津間の鐵道であります、是も幾多質問がありまして、濱田より廣島に出るのが、横斷線として相當ではないかと云ふ如き、議論もありましたが、政府の見る所では、是は山陽中央線と發して見るのであつて、廣島濱田と云ふの目的に非ず、姫路より山陽の中央を縫うてさうして此濱田に出で、中央線の形を取るのであると云ふ趣意で、之を造つたのであります、即ちそれが爲めに重大意義を持つて居るのであります、併ながら固より此山陰線にある所の石見太田なるものは、是亦等閑にすべからざる都會の地であるが爲めに、之をどうしても、連續せしめなければならぬのである、故に之に出づるの一つの方法として、江津に出づるのは、山陽中央線の意味を爲すが故に、而して濱田に近くなりますが故に、之を採用致したので、尙ほ石見太田に出でまする所のものは、礎原より之を太田支線として、此所より分岐せしめて之を敷くので成るべく至急に着ると云ふことを、小川鄕太郎君其他の諸君の質問に對して、政府は明言致した次第でございます、是又單に其局部問題ではございませぬ重大の意義を持つて居る譯でございまするが故に、之を申上げます、それから輕便鐵道の部分に至りましては、前刻申上げました通り本案に直接ではございませぬが、關聯して申しまするのは、最も申上げて置く價値ありと存じまするのは、四國循環線に屬するものであります、彼の四國が今日まで鐵道の恩澤を比較的少なく受けて居るにも拘らず、今回は循環線の意味を以て、德島から高松を經、それより既成のものを飛越えて松山より八幡濱に至ると云ふが如き鐵道の敷設に至るのでありまして其線路の高松より德島に到ると云ふものは唯だ漠然となつて居りまするが爲に、地方民は非常に此經過地を氣遣ふと云ふのであります、固より鐵道院の意見も德島より撫養なる繁華の地を通過すると云ふ事は之を明言致して居るのであります、又松山より八幡濱に至る鐵道の如きも彼の山脈を突破するにあらずして、迂回して伊豫の小都會たる——大洲を經て之に達すると云ふやうな事も、是亦明言致して居るのであります而して此四國の循環線の鐵道と云ふものは大に意義を爲すものと存じますが故に、之を申上げて置くのであります、それからもう一つは北海道に於ける國縫瀬棚間の鐵道であります、之に就きましては八雲より出づるが、從來八雲でなければならぬ如くになつて居つたものが、今回國縫になつて而かも人口稀薄物資乏しき方面に出づるのは、多少疑點を皆な持つて居つたものと見えます爲めに、幾多質問もございましたが、政府の見る所に依れば、八雲に出づるが適當であると信ずるが、其八雲に至る間の谷が狹くして、工事困難であると云ふ爲めに、國縫の方を採つて居るのであるが、將來能く調査をして、是は爲すことに致すと云ふことを明言致して居るのであります、是が先づ大體でありますし、其他希望若くは質問は幾多出ましたが、歸する所は終りに申上げる一點、所謂工事の繰上と云ふことに屬するのが多いのであります、又國防費の如きものに多くの金を費して、斯の如き、交通政策たる國家根本のものが少ないと云ふ議論の點もありましたが、是亦政府が財政の都合を圖つて、將來成るべく繰上げると云ふことを明言して居りまするから、是も其中に籠めらるゝものと信じて、茲に更めて申さぬのであります要するに右等の經過を經まして、本案に付隨して居る所の輕便鐵道に對し、又將來の改定鐵道網に對しましても、幾多の希望等を述べましてさうして本案は遂に質問を終了致しまして、さうして討論に至りました所で、原田委員よりの提案と致して大正十一年以降に著手すへき本鐵道並に輕便鐵道の建設は、財政及工事關係の許す限り、成るへく、是が著手年度を繰上ぐるの方途を講ぜられんことを望む、而して政府の所見如何と云ふ希望と同時に質問を致したのであります、之に對して石丸副總裁は政府を代表致しまして、政府に於ても財政及工事準備の都合の付く限りに於て、出來得る限り年度を繰上げて、政府の御希望に副ふことに致す、斯樣に明言致されたのであります、而して尙ほ政府は先刻も申上けます通り、將來の第二期鐵道計畫を立つて、此鐵道の普及を圖らんが爲めに、本案たる此鐵道敷設法なるものを將來にも尙ほ存續することを宣明致しました即ち前申上げた改訂鐵道網なるものを、四十三議會までに於て、之を採用する所の手段を執つて、而して第二期計畫を立つて鐵道敷設法を存續するの考である、斯樣に明言致したのであります、即ち茲に現在に於けるものは、殆ど其要を盡したと同時に、將來は之が存續を致す、而して大正九年度より著手すべき本鐵道五線及輕便鐵道の二十一線は出來得る限り其年度を繰上げて以て、之を實施するの考であることを、政府は言明致したのであります、故にどうぞ滿場の御贊同を仰ぐ次第であります。

（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否やを議題と致します。

「二讀會を開くに異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（大岡育造君）　二讀會を開くに異議なしと決りました。

○岩崎勳君　直ちに本案二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告通り可決確定せられんことを望みます。

「贊成々々」と呼ぶ者あり

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ、直ちに二讀會を開きます。

鐵道敷設法中改正法律案（政府提出）　第二讀會（確定議）

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ三讀會を省略して、可決確定したることを宣告せんと欲するのであります——御異議ありませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます仍て本案は可決確定致しました。

○政尾藤吉君　是より大正八年勅令第三百四號の委員會を開きたいと思ひます、御許可を求めます。

○議長（大岡育造君）　許可致します——日程第七、第八の議案は、提出者同一なるに依り、一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、仍て一括議題と致します、提出者高木益太郎君。

第七　刑事訴訟法中改正法律案（高木益太郎君提出）　第一讀會

刑事訴訟法中改正法律案

刑事訴訟法中左ノ通改正ス

第四十八條ノ二　第二十條第二十一條第九十二條第九十五條第九十六條及ヒ第百三十一條ノ規定ハ檢事、警察官、憲兵、稅務官、林務官其他ノ公務員犯罪捜査ニ關スル書類作成ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十三條　被告人ノ身分ニ依リ起訴手續ヲ區別スルコトヲ得

第七十五條ノ二　勾留狀ヲ執行シタル時ヨリ一月ヲ經過シタルトキハ豫審判事ハ被告人ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ其勾留ヲ繼續シ又ハ被告人ヲ放免シ若クハ保釋ヲ許ス旨ノ決定ヲ爲スコトヲ要ス

豫審終結ニ至ルマテハ順次一月毎ニ前項ノ決定ヲ爲スコトヲ要ス

第七十五條ノ三　公訴ノ提起アリタル時ヨリ重罪事件ニ付テハ三月其他ノ事件ニ付テハ二月ヲ經過スルモ仍ホ豫審ノ終結ニ至ラサルトキハ被告人ハ豫審判事ノ屬スル地方裁判所ニ對シ速ニ豫審終結命令發付ノ請求ヲ爲スコトヲ得

地方裁判所ハ豫審判事ノ意見ヲ求メタル上決定ヲ以テ一定ノ期間內ニ豫審ヲ終結ス可キコトヲ命スヘシ

前項ノ期間ハ豫審判事ノ申立ニ依リ之ヲ延長スルコトヲ得

第九十二條ノ二　被告人其他ノ豫審調書ニハ供述人ヲシテ其各葉ニ契印セシメ且挿入削除及ヒ欄外ノ記入アルトキハ之ニ認印セシムルコトヲ要ス

第九十三條ニ左ノ一項ヲ加フ

豫審判事ハ被告人ヲ訊問スルニ先チ公訴事實ヲ告知スルコトヲ要ス

第百九十四條第二項ヲ左ノ如ク改ム

陪席判事、檢事及辯護士ハ裁判長ニ告ケ證人及ヒ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

第百九十八條ニ左ノ一項ヲ加フ

被告人ノ利益ノ爲メ重要ノ證據方法ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ其取調ヲ爲スコトヲ要ス

第二百三條　刑ノ言渡ヲ爲スニハ左ノ事項ヲ明示シ且法律ヲ適用シ其理由ヲ付スルコトヲ要ス但控訴裁判所ハ原判決理由ノ一部又ハ全部ヲ援用スルコトヲ得

第一　公訴事實及ヒ爭點ノ摘示

第二　裁判所ノ認定シタル犯罪構成要件、犯罪ノ日時、場所及ヒ之ヲ認メタル證據

第三　攻擊防禦ニ關スル重要ナル證據方法採否ノ理由

第二百十九條中「必要ナル」ヲ「內容ヲ證據トスル」ニ改ム

第二百六十九條ニ左ノ二號ヲ加フ

第十一　重要ナル爭點ニ關スル證據調ノ申請ヲ却下シタルトキ

第十二　不當ニ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ爲ササルトキ

第二百七十九條ニ左ノ一項ヲ加フ

第二百四十五條第二百四十七條及ヒ第二百四十八條ノ規定ハ上告趣意書提出ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八　人權保護に關する法律案（高木益太郎君提出）　第一讀會

人權保護ニ關スル法律案

第一條　檢事、警察官、憲兵、稅務官、林務官其ノ他犯罪搜査ノ職權ヲ有スル公務員事件ニ付嫌疑者ノ取調ヲ爲ストキハ其ノ市町村ノ公民權ヲ有スル隣佑ノ立會アルコトヲ要ス但シ取調ヲ受クル者ノ請求ニ依リ辯護士ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ルコト能ハサルトキハ其ノ市町村吏員ノ立會アルコトヲ要ス

第二條　前條ノ公務員若ハ立會人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其ノ取調ノ祕密ヲ漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第三條　搜査、訊問ノ職權ヲ有スル公務員事件ニ付嫌疑者又ハ關係人ニ對シ取調ヲ爲スニ當リ恐喝又ハ詐言ヲ用ヰタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四條　搜査上作成シタル文書ハ斷罪ノ證據ト爲スコトヲ得ス

第五條　搜査、訊問ノ職權ヲ有スル公務員ニ對シ本法並刑法第二編第二十章第二十一章第二十二章第二十五章乃至第二十八章第三十一章第三十二章第三十四章第三十五章乃至第四十章ノ犯罪ニ關シ告訴告發アルトキハ犯罪地ノ地方裁判所ニ於テ起訴スヘキヤ否ヤ決定スルコトヲ得

此ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

裁判所ハ職權ヲ以テ探知ヲ爲スコトヲ得

第一項ニ依リ起訴ノ決定アリタルトキハ豫審判事ハ當然公訴ヲ受理シタルモノトス

起訴ノ決定ヲ爲シタル判事ハ其ノ事件ノ豫審及公判ニ干與スルコトヲ得ス

〔高木益太郎君登壇〕

○高木益太郎君　刑事訴訟法改正法律案は、從來の刑事訴訟法は、官僚壓迫式刑事訴訟法、檢事萬能的の刑事訴訟法でありまして、文明の原被對等を旨とする彈劾主義の規定に適合しない點が多いのでありまます、それ故に現行法中最も惡い所を抽出しましてそれに改正を加へて以て、當事者の滿足と、訴訟手續の正確なる進行を圖る爲めに提案を致しました、又第二の人權保護法は、檢事、警察官、憲兵、稅務官、林務官、即ち犯罪搜査の職權を有する官吏が、往々職權濫用を致す事實がございまするからして、それを防ぐ爲めに、提案を致しました、而して本案の骨子とする點は前年本院に於きまして、諸君の協賛を得まして可決となりまして、貴族院に移り其審議中閉會となりましたのは甚だ遺憾の至りであります、然るに其後人權蹂躪の事實が續出するのでありますから、茲に再三諸君の御審議を煩す次第であります、尙ほ世間に人權蹂躪の事實を訴へる者が多うございます、吾々議會に於ては當局に對して耳に胼胝の出來る程痛論を致しました、又世は概に藩閥內閣の時代が亡びまして、所謂人權を尊重する政黨內閣の時代になつて參りますけれども、まだ時が久しくない爲めに、其局に當る屬僚の顏振を見ますと、相變らず昔からの人が其儘居るのであります、一向此人權蹂躪の陋習と云ふものが改らぬのでありますが、甚しきに至つては明白なる顯著なる事實をば、往々言を左右に弄して、否認するやうな傾向がございまして、茲に日本辯護士協會の人權蹂躪の事實を調査したる報告書を提出致しまして、各派御交涉の上、議長の許可を經て、參照書類として、議事錄に餘りのありました場合に、掲載を仰ぐことに致しましたのでありますが、是等の書類を御參照の上、本案に向つては十分御審議あらんことを願ひたいのであります。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　日程第七、及第八の兩案を一括し、議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議ないと認めますに依つて、議長指名九名の委員に付託するに決しました、日程第九軍人恩給增額に關する建議案を議題と致します、提出者村松恒一郎君。

第九　軍人恩給增額に關する建議案（村松恒一郎君外七名提出）

軍人恩給增額に關する建議

國際聯盟は必ずしも永久の平和を保障せず從て國防の充實は益切要を感す而して之か充實は在鄕軍人に俟つもの甚た多し此の時に當り近時物價の昂騰は多年軍務に盡瘁し功績ある受恩給者をして其の生活を脅威し延ては士氣の振興に影響あらむことを恐る今や軍人恩給の增額は其の事柄の問題に非すして其の額の問題に在り政府は曩に明治四十四年以前の受恩給者と其の以後の受恩給者間の差別を撤廢せしに鑑み今回の增額に際しても現在の受恩給者と將來の受恩給者との間に差別なく相當の增額あらむことを望む

右建議す

〔村松恒一郎君登壇〕

○村松恒一郎君　諸君、軍人恩給增額に關する請願は請願委員會に數百通提出に相成つて居りまして、既に其大部分は採擇に相成つて居るのであります、今や政府は大正九年度の豫算に於きまして、文武官の恩給三割增と云ふことに計上せられて居るのであります、此場合に於て更に恩給を增額して貰ひたいと云ふことは、所謂隴を得て蜀を望むが如き感じがせらるるかも知れないのでありますが、併し實際の今日の文武官の受恩給者の狀態を見まずると、此政府の三割增と云ふが如きは、殆ど實際に於て無意味にも近いのである、而已ならず殊に此軍人側に於きましては、文官の受恩給者と異なり、平時に於ても種々の責任義務を持つて居る、同時に又其從來の地位上の關係より致しまして、生活上殊に困難を感ずる場合があるのであります、故に吾々此現在の一般の受恩給者に同情するのみならず、特に此軍人側に同情を致すと同時に、唯た是は在鄕軍人に同情すると云ふのではない、此結果は自然に延て現役將校に影響を及ぼし隨て之を大きく言へば、國防充實國運の基礎に影響を及ぼすと云ふ虞があります爲めに、茲に吾々は建議案を提出致しました次第であります即ち憲政會の高木正年君、國民黨の柏原文太郎君、憲政會の大森與三次君、憲政會の三木武吉君、正交俱樂部の尾崎元次郎君、新政會の林平四郎君、同松本誠之君、是等の諸君と御協議の結果、更に各派の諸君の御贊成を得て、本案を提出した次第でありまして、政友會內に於て是亦此軍人恩給法に就て餘程御盡力の方がありまして、此方々へも御相談を致したのでありますが、政友會には色々御內規がある關

係上、急遽に[illegible]名を得さる事が出來ないと云ふ爲めに、此方にも[illegible]人的了解を得まして、此案を提出いたしたのであります、之に就ては何故に現在の此三割と云ふ政府案が不徹底であるか、又何故に今日是以上に增額しなければならぬかと云ふ事に就きましては少しく茲に申述べて置く必要があらうと思ひますので、極めて簡單に此事を申上げたいと思ひます、それで要するに今日此物價の騰貴が總て國民生活の上に脅威を與へて居ります事は、今更申上ぐるまでもない次第である、即ち戰前に比較いたしまして、今日は既に二十割の騰貴を致して居る際でありまして、其結果と致しまして、勞働者の賃銀値上運動となり、或は官吏の增俸運動となつて居るやうな次第でありまして、それ故に政府も亦此場合相當の增俸の要を認め、此大正九年度の豫算に於きましては、最低七分、最高十割の俸給の增額の計上を致して居ります、それと同時に又恩給の方にも增加することになりまして、既に三割增と云ふことになつたのでありますが、先づ此根本の一般官吏の俸給の上から申しましても、物價が二十割騰貴して居る所に、最高十割增と致しましても、まだ十割の不足であるのである、然らば事實に於て十割增されても、現在の官吏は戰前に比較して、尙ほ三分の一だけは減俸せられて居ると同じである、罪無くして減俸の罰を受けて居ると云ふやうな有樣でありますから、之を徹底的に言へば先づ今日の官吏の俸給からして之を二十割に引上げるのが相當である、試に之を既往の物價に比較いたして見ますと、明治三十三年に軍人恩給法の始めて制定せられました當時、米一石六圓である、今日は六十圓以上になつて居りますから、百割の增加を致して居ります、斯樣な次第でありますから、以前此桂內閣の時代に於きまして、官吏の俸給の二割五分增と云ふことに致しまして、當時議員も矢張二割五分增の五百圓の歲費增加の案が出ましたが、是は議會に於て辭退いたしました、併し其當時は先づそれで宜かつたのでありますが、物價は其以後に於て急激な騰貴を致したのでありますから、今日に於て此俸給の十割增が既に不徹底であるのであるが、併し今日財源其他の實際もありますから、其以上の事は姑く言はないと致しましても、現在の文武官に十割增と云ふことであるならば、從來の受恩給者に向つても、矢張十割增しを與へるのが當然であらうと思ひます、然るに是も色々財政の關係もありませうが、從來の受恩給者に對して、僅に三割增と云ふことでは、甚だ不公平、甚だ不徹底であらうと思ひます、試みに之を實際に就て見て見ますると、現在文官の側に於て、勅任官の恩給が平均一箇月百圓、之に對する武官の側で、少將が一箇月百二十九圓、それから文官の側で奏任が三十四圓餘、之に對する武官の大尉が一箇月三十七圓、少尉が二十二圓、文官判任が月額十二圓、武官の曹長が九圓、軍曹が八圓、一等卒が五圓位であるのであります、試に之れを三割增に致してどうであるかと云へば、勅任が百圓、少將百二十九圓、之に三割增と致しました所が、百三四十圓のものであります、勅任官と云へば更に角局長、知事以上の者である、又武官の少將は現職に就て居れば、一旅團を率ゐて六千人の生命を預つて居る、是が一度其地位を退くと僅に百圓增額して百二三十圓、今日の物價でありますと、如何に節約致しても、一人一箇月三十圓ではほんの書生生活に過ぎない、此書生生活を致しましても、一人三十圓、一家五人あれば即ち百五十圓の金を要するのでありますから、此僅な百三四十圓と云ふ恩給では、勅任に在りし人、少將に在りし人は到底其地位體面を保つことは出來ない、況や又此奏任級一箇月三十四圓、大尉の三十七圓、是等が三割增と致しました所が、僅に十二三圓の增額に止るので、ほんの當座の小遣に過ぎないと云ふ有樣である況や判任若くは下士官の如きであれば、僅に判任の十二圓、曹長軍曹で九圓、八圓、何等の足しにもならない、之を三割增に致しました所が、ほんの一日の小遣にも足らないと云ふやうな有樣である、で今日に於ては武官文官共に此恩給を增額しなければならぬ必要があらうと思ふ、就中此軍人の側に於ては他の文官と異なり、非常に其困難な事情がある、文官に致しますれば、一朝現職を退きましても、或は老衰の甚しき者、若くは病氣の者は別問題と致して今尙ほ民間では官吏の古手を歡迎する有樣であるから、一度其職を退いて民間の會社に入れば、相當の地位を得、相當の收入を得ることが出來るのである然るに武官の側はどうであるかと云へば、平素は世の中に全く沒交涉のことのみに沒頭して居る、所謂殺人學――人を殺す方の學に沒頭して、活人學の方には何等の注意を拂つて居らないのである、所謂片輪學問をして居ります結果、一度世の中に出ても、實際實務に當つて相當の地位を得、相當の收入を得ると云ふことは非常に困難である、而已ならず文官と異なり、武官は一度其職を退いても尙ほ平時に於て矢張相當の責任あり、相當の義務があり或場合には矢張召集せられて、入營を致さなければならない、然らざるも平生此軍事上のことに注意を致して置かなければならぬ、隨て又軍服の如き、其他武器の如きものにも注意を拂はなければならぬ、又平生に於て一度有事の日に召集せられたときには、貴樣は何になれと云ふことが豫め辭令書が渡つて居るのであるから、其場合に於ける用意に就ても、平生注意を拂つて居なければならないのでありますから、文官の人達が一度其職を退けば、殆ど從來の地位に無關係で、何事でも出來ると云ふのとは餘程性質が違ふのである、而已ならずもう一つ武官の側の困難なる事情は、少なくも既に少佐になりますと、從五位勳四等、中佐大佐になりますれば、從四位勳三等と云ふやうな位階勳等がある、平素に於きましては、軍人の非常なる名譽として居る所の此位階勳等、之が一度其地位を退くと寧ろ生活上の障碍になると云ふやうな譯でありまして、現に是は幾らも實例があるのであるで、或場合に職を求めやうとする、其位階勳等が餘り立派であるから、斯う云ふ人は使ひ惡いと云て、何所でも斷はられるのは事實である、現に斷はられた例を申しますれば、四谷區の或牛肉店で書記が一名必要なので、新聞に廣告した所が、少佐と大佐が之に應じて來た、然るに生憎牛肉店の主人は一年の志願兵の豫備少尉である、少尉が少佐大佐を主人として使ふ譯には行かないから、御斷りすると云ふので斷はられた、斯う云ふことが幾らもありますから、備先へ履歷を出してやつたやうな所では、何處でも使ひ惡いと云ふので使つて吳れない、其の結果履歷書を要らないやうな運送店の帳附であるとか、或は醫者の玄關番であるとか云ふやうな所へ向つて、而も少佐であるとか、中佐であると云ふ立派な身分の人が、雇はれて居る有樣である、さうして僅にそれが十五圓か二十圓の俸給を得て居るのである、斯樣な次第でありまして、學問としては全く世間に通用しない學問を修め、地位としては、世間不相應の位階勳等を持つて居る爲めに、相當の職を得ることが出來ない甚しきに至つては自ら小間物屋を始めて、御用聞に歩いて、酒の配達をするとか、[illegible]屋を始めて、[illegible]の配達をすると云ふのが、少佐とか中佐とか、大尉とか云ふ人で澤山あると云ふことである、それでもまださう云ふ人達は幾らか收入を得るのでありますが中にはそれすら出來ない人が隨分ある、さうして此大尉が普通に年限を勤めますれば、先づ五十に近い譯である、而かも軍人は晚婚である爲めに五十ではまだ甚しきはほんの赤ん坊であると云ふ有樣である殆ど之を奉公に出すことも出來なければ、一家に於て大勢の子供を養ふ爲めに、非常に困難をする又大きな子供である者は、今まで修學中の者を廢めさして、女ならば女事務員に出すとか、子供なら給仕に出すとか云ふやうな境遇に在る者も少なくない、斯う云ふ例は幾つも耳に致して居るのでありますが餘り之を詳しく言へば、寧ろ我國家の體面にも關すると思ふのでありますから、餘り左樣なことを一々擧げては申しませぬけれども、實際今日の在鄉軍人の狀態は斯樣なものであるのである、況や又此負傷者の側に於きましての有樣と云ふものは、實際に氣の毒千萬な者である、是も一例を申して見れば、今日此戰時に於いて、若くは戰時以外に於きましても戰鬪に準ずる負傷を致したと云ふ場合に、第一公傷、即ち兩眼を失ひ、若くは兩手、又は兩足を失ふ者は所謂增加恩給と云ふものがどの位あるかと云ひますと、大佐で一箇年千圓、大尉で一箇年四百圓、少尉では二百四十圓、軍曹では百二十圓、一等卒では七十五圓、是は一箇年の額である、勿論負傷者にも普通の恩給があるのでありますが、其額は稍々似たるもので、大佐の退職恩給が千百十圓、之に負傷に關する增加恩給が千圓、それから大尉に致しますと、普通の恩給が四百四十四圓、負傷に關する恩給が四百圓、それから一等卒に致しますと、普通の恩給が七十五圓、負傷の恩給が五十七圓、是が而かも一年の額であるのである、既に兩眼を失ひ、若くは兩手を失うたとか、兩足を失うたとか云ふことは、到底一人二人何事も出來ないのであるから、自然扶助者を要する、其扶助者を一人雇ふと致しましても、少ない月給では雇へないと云ふ有樣でありますから、佐官尉官の地位に於ても此額では甚だ困難である、況や負傷者は多く尉官以下にありまする、下士であるとか、或は一等卒などに至つては、洵に氣の毒千

萬である、軍曹は一箇年の恩給百二十圓として月二十圓、之に負傷の恩給が一箇年九十六圓、兩方合せた所で二百圓に足りない、是で兩手が無い者とか兩眼が無いとか、兩足が無いとか、云ふことで如何にして、世の中に立つことが出來るか、それに最初負傷して歸つた時分には、名譽の負傷とか何とか云つて地方の者も多少之を尊敬する、其結果として一家の者も之を粗末に扱はないのであるが、それも僅にして忘れられてしまつて、世間の人も何とも思はない、同時に農村に於きましても、斯樣な負傷者が有れば非常に厄介だ、隨て一家の者も餘り之を快く待遇しないと云ふ結果、何れも居るに居られないと云ふやうな感じをして、自然に家を飛出す、東京に出て何かしやうと云つて出て來ると云ふことで、今日東京には所謂癈兵なる者が五六百人も集つて、他に仕方がないから、藥を賣りに出るとか、筆墨を賣りに出ると云ふと、社會の者は所謂筆墨の押賣扱にする、彼等は殆ど世間から厄介扱ひをされると云ふことで、已むを得ず是が癈兵院に入つて、癈兵院の御厄介になつて居ると云ふ譯でありますけれども、今日癈兵院と云ふものは、何所に在るか、世間の人が知らない位の狀態で、實に國家社會の負傷兵に對する待遇と云ふものは、冷酷を極めて居る、現に其結果、此負傷兵が何を言ふかと云へば、吾々は戰場に出で、殆ど命を失はぬばかりに奮鬪をしてさうして負傷をした時は、どうであるかと云ふと、斯の如き冷淡な扱を受けて居る、是では子々孫々兵に出すことは出來ない、若し自分達の子供が大くなつたならば、如何にもして兵役を免れしめることにしたいものである、と言ふことを現に公然明言を致して居るやうな次第である、更に進んで軍人の遺族の側に至りますると、往々氣の毒なものであつて、遺族は戰場に出まして、戰爭に依て戰死をした者で、普通の恩給と同じ額を受けるのであります、それから戰鬪に準じた公務に依つて負傷した者で三分の一を受ける、それから恩給を受けて居つた者が死んだ場合には、其遺族は恩給の三分の一を受けるのであります現在の恩給額でさへ唯今申上げた如く洵に些々たるものである、それを更に三分の二、若くは三分の一と云ふやうな、斯の如き僅かな額を遺族に與へる、主人が戰死、或は病死を致した其遺族なる者が、僅か是ばかり――當り前の恩給を貰つても尚ほ足りないのに、三分の二とか三分の一とか云ふものを受けて、それで殆ど何等の職も無い、遺族が、果して生活して行くことが出來るかどうか、それが爲め自ら一家離散の悲みを見ると云ふやうな實例も、少なくないのであります、斯の如き今日の在鄕軍人の狀態で、是で果して國軍の充實が出來るものであるか、出來ないものであるか、今日一般の軍隊內の空氣を見ますると、啻に在鄕軍人が現在の待遇に就て不滿を抱いて居るのみではないのである、現役に居る所の人も若し自分達が一度現職を退けば、矢張斯の如き待遇を受けるのである、又一度戰場に出て戰死をしても、遺族か斯の如き不幸な待遇を受けると云ふことでは、自分達は安じて戰場に出ることも出來ない、安じて現職に留ることも出來ないと云ふ觀念を殆ど總ての人か持つて居ると私は信ずるのであります、それで其證據は現在現役に居る所の青年將校が餘暇に或は法律を學び或は經濟を學び、或は簿記を學び、何とかして早く現職を退いて世の中に出た時にまごつかない算段をしやうと云ふことばかり考へて居る、一體軍人なる者は、申上げるまでもなく平素軍事に沒頭し、さうして、全力を注いでやらなければ、到底優良なる軍隊を組織することは出來ない然るに其軍隊の幹部たる所の人々か、常に斯の如き現職を退いた場合のことのみに頭を注いで、さう云ふ方の學問に力を入れると云ふことであつて、如何にして優良なる軍隊を作ることが出來るのであるか現に論より證據は昨年陸軍の士官學校が生徒を募集した場合に、二百二十二名の及第者のあつた中に、百四名の取消が出て居る、以前でも隨分志願者と云ふものは、海軍にも陸軍にも、或は高等文官にも、色々な試驗に同時に應ずるのであるから、多少及第者の中で取消はあるのであるが、二百二十二名の中で、百四名即ち半數の取消を出すと云ふのは何が爲めであるか、即ち此陸軍部內に入つても前途に望みがないと云ふことを、十分に知つて居る結果、斯樣なことに相成るのであらうと思ふ、最近の新聞に現れましたのでも、近來は海軍志願兵の出願者が非常に少ない、是は畏多くも畏きあたりの御耳に入つて侍從武官を各海邊に遣して、海軍の狀態を說明せしめましたと云ふやうなことに相成つたと云ふことである、然らば何故に此海軍志願兵か少ないかと云へば今まで現職に務めて居つて、地方へ歸つた古い所謂在鄕軍人が、皆な片端から其志願者に忠告して、之を引留めると云ふやうな結果、此海軍志願者が少ないと云ふことが附加へて書いてあるのである、斯う云ふやうな有樣で、陸軍に於ても、海軍に於ても、皆な現職に就くことを喜ばない、之を希望しないと云ふことの結果は、是は實に國軍の上に非常なる影響を及ぼすと思ふのであります、で政府も今回國防充實の爲めに、少なからぬ額を豫算の上に計上を致し、それが爲に、既に一億三千萬と云ふ增稅までも斷行をする、是は何であるか、即ち國防充實の爲めであるのでありまして、是も必要と致せば、吾々國民は已むを得ないでありますけれども、如何に形式上の國防を充實致しても、精神上の充實と云ふものが出來なければ、如何なる堅壘、如何なる堅艦も、何等の用を爲すものであるまいと思ふのである、此の點から見ますれば、一方既に國防充實の必要と云ふものを認めた以上は、此の軍人の待遇と云ふものを改良致して、啻に現役だけでない、即ち現役を退いて從來此の日清、日露、北淸、其他幾多の困難に遭遇して艱難を經たところの現在の在鄕軍人に對して、相當の待遇を與へると云ふことは、即ち此の現役の軍人に安心を與へて、益々此の軍事に勵精ならしめる所以であるのであるから、是れは啻に在鄕軍人のみの問題ではないのであります、況や唯今申上げた通り負傷兵の如き、若くは軍人の遺族の如き、此哀れ果敢なき有樣に就ては、當路者は餘程の注意をして貰ひませぬければ、折角何億と云ふ有形上の國防を充實せしめましても、殆ど是は無用に屬することであらうと思ふ、言ふまでもなく、今回連戰連捷の獨逸が、最後に至つて一時に崩壞したのは何が爲めであるか、又露國の如く殆ど國家を亡ぼすに至つたのは何が爲めであるか、即ち此戰場に於ける軍人の士氣と云ふものが、喪失した結果であるのである、此點は餘程政府當局に於て御考を願はなければならぬのである、況や啻に此恩給の額が少ないと云ふことのみならず、吾々の推測する所に依れば、今回從來の受恩給者に對しては三割を增加されるのであるが、將來の受恩給者に對しては、矢張十割を與へられることになつて居る、是が非常に一般士氣の上に影響するものであらうと思ふ、是は明治四十四年に恩給法を改正せられました時に、舊來の受恩給者には何等の恩典を及ぼさずして、將來の者に向つて二割の增加をすると云ふことであつて、之が爲めに御承知の如く、各方面より非常なる多數の請願が出まして、又吾々も此議場に建議案を提出致して、前後五箇年間の歲月を經まして、漸く昨年の春に至つて、先づ此差別の待遇が除かれて、舊來の人々も同じやうに恩給を與へることになつて居りますのに復たもや今日更に茲に大なる差別を設けて、舊來の者には僅に三割、將來の者には十割と云ふが如き事を致しましたならば、折角今までに差別の待遇を除いた意味を無くするのみならず、又一般軍人社會に非常なる影響を與へると思ふ同じ國家に功勞ある所の軍人、殊に從來の受恩給者は幾多の戰場に出で、生命を賭して戰つて來た所の殊勳者である、其殊勳者には待遇を薄くして置いて、さうして是等の人々の後繼者である所の現役の人が退いた時には、十割を增すと云ふが如き所謂差別的待遇をすると云ふことは、益々軍隊の士氣を鈍らすものであらうと思ふ言ふ迄もなく既往に於きましては、戰時に際しては現役が第一線に立つて、後備の者は多くは留守師團で濟んだのでありますが、今日以後の戰に於きましては、現に今回の世界の大戰に鑑みましても殆ど寧ろ在鄕軍人が基礎となつて、後備のみならず退役者までも、共に國軍の基礎となつて戰はなければならぬ今回の場合に於きまして、此在鄕軍人の待遇を薄くすると云ふことは、決して策の得たるものではあるまいと思ひます、故に吾々の希望する所は、第一に於て此恩給の增加は、此三割では甚だ無意味である、甚だ少ないのであるから、之を相當の額に引上げて貰ひたい、同時に新舊の受恩給者の差別待遇をするやうな事を廢して貰ひたい、さうして總ての人に相當の待遇を與へて、安んじて、國家の軍務に服すると云ふことに致して貰ひたいと思ふのであります、此意味に依て本案を提出致した次第でありますから、どうぞ御贊成を願ひます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議がないと聞えます――仍て議長指名の九名の委員に付託するに決します、日程第十、官幣大社吉野神宮境域擴張に關する建議案を議題と致します――提出者東武君。

第十　官幣大社吉野神宮境域擴張に關する建議案（東武君外一名提出）

官幣大社吉野神宮境域擴張に關する建議

政府は速に後醍醐天皇を奉祀せる官幣大社吉野神宮の境域を擴張し建物を改造して御社格御稱號に相當すへき施設經營を爲すへし

右建議す

〔東武君登壇〕

○東武君　極く簡單に此建議案の趣意を説明致します、吉野神宮は、明治二十二年に　先帝陛下が、橿原の神宮と同じく、彼所に後醍醐天皇を御祀をすることになりまして、初めて此社殿を創立された、即ち憲法發布の時に於きまして、我神武天皇橿原神宮と共に此後醍醐天皇を奉祀された、それまでは吉野の吉水院と云ふ御寺に、神佛混淆で此後醍醐天皇は祀られて居つた、初めて明治二十二年に於きまして官幣中社として、特に明治大帝が奉祀された譯であります、それからして後に三十六年に於きまして、官幣大社に御出がありました、更に大正六年度に於きまして、「神宮」の尊き名稱を定められたのであります、「神宮」の名稱を持つて居る神社は、列聖の中に於て最も威德のあるものを特に撰んで、此神宮の名稱を特に與へてある譯でありますが、橿原の神宮、吉野神宮、宮崎神宮、宇佐神宮、桓武の平安神宮、是が即ち神宮の特に名稱を帶びて居る、列聖の中には是れだけのものであります、古代の神代の時の大神に對しては香取、鹿島、熱田、霧島、鹿兒島紀州の日前國懸と云ふ神社があるのみである、現今此の吉野神宮と云ふものは、どう云ふ風になつて居るかと申しますと、諸君は花の名所としての吉野山は御存知でありませうが、後醍醐天皇を奉祀されて居る所の神宮の名稱のある所の、彼の吉野神宮と云ふものは餘り世間に知られて居らない、是れは吾々は洵に遺憾に思つて居る、其の境域は僅な所に殆ど國幣中社、小社にも並べぬやうな小さなものになつて居るのみならず、此の神宮の外に、此吉野神宮、後醍醐天皇の外に於きまして、南朝の忠臣と云ふものは、皆な之れに祀られて居る、例へば此の攝社と稱しまして、神宮の兩脇に祀られてありますが、是れ等は即ち兒島高德、兒島範長、櫻山維俊、藤原資朝、藤原俊朝、土居道增、得能通禧、此の南朝の忠臣な皆な此の吉野神宮の、攝社として、明治大帝が特に御出されて奉祀されて居るのである、諸君、名は實の賓なりと云ふことがありますが、如何に神宮でも、官幣大社でも、其の社殿が狹隘であつて、且つ甚だ小さなものであると云ふことになつたならば國民の崇敬を遠く、と云ふことには參らぬのであります、で此意味に於て此境域を擴張して、神宮は神宮たるだけのものに奉祀をして戴きたい、又此吉野神宮を特に　明治大帝が橿原神宮と同じやうに御祀りになつたと云ふ大御心は、日本の紀元三千年の歴史の上に於きまして　神武大帝が此日本の國土を創開せられたと云ふことは、是は申すまでもない話であります、で社會に大なる變革が三つある、第一神武の創業、第二は建武中興、第三は王政維新、此三つが日本の政治上に於ける所の大變革であつたのでありますが、明治維新の創業と云ふものは、即ち　明治大帝が建武中興の趣意に依て、此天下の勤王の志士が並起つて、さうして初めて三百年の德川の幕府を倒して、此明治維新と云ふもの丶、神武創業に讓らぬ所の大功業を建てられたのであります、此建てられたのが即ち建武中興の淵源に依て、初めて此歴史と云ふものが尊崇されて、神宮に奉祀されたと云ふ歴史を有つて居る、且つ吉野は花の名所であると同時に、又明治維新の時に於て、建武中興の趣意に依て、王政維新を定めたと云ふのが、是が又吉野に非常に淵源がある、此王政維新の時に討幕の旗を翻して、さうして義旗を天下の勤王の諸士が並起つた時に、初めて第一戰の火を揚げられたのが此吉野である、大和彈丸黑子の地の吉野である、是は建武中興の勤王の志士を偲んで天下の勤王の徒が集つて、初めて彈丸黑子の大和の地に於て――即ち諸君が歴史を御覽になれば、大和行幸を仰出され、それから後ち蛤御門の戰となり、堺町御門の戰から七卿落となり、其時中山侍從忠道、或は藤本鐵石、吉村寅太郎と云ふ者が、初めて義旗を翻したのは、之を世に稱して天誅騷動、それから生野の銀山の役となり、それから伏見鳥羽の戰となつたと云ふ、由緒ある歴史がある、それを私は常に考へて居るが、若し日本建國以來の歴史の中に於きまして、南朝の記錄南朝の歴史と云ふものを日本の歴史の中から取り去つたならば、何が有るか、即ち楠正成であるとか、或は新田義貞であるとか、或は兒島高德であらうとも、勤王の歴史の國民思想を繫つたと云ふことは、即ち南朝の幾多の忠臣義士の殉國の血が濺つて、吉野の山の櫻となつたと言はなければならぬ、（拍手起る）此意味に於て此吉野神宮を　明治大帝が特に奉祀された――特に奉祀されて「神宮」の名稱までも御與になつたと云ふのでありますからして、此を相當の社格に致しまして、名實相伴ふものにして、さうして此境域を擴張し、神殿を擴張して、さうして國民思想を之に惹付けることは決して偶然でないと思ふ思想涵養の上に於て、國體の精神を發揚する上に於て、所謂炳として日星の如く、我國體を永遠無窮に傳へることは、即ち是等が非常に與つて力があることゝ考へて居るのであります、決して此事は偶然なる選擧運動や、其他の地方人民の歡心を買ふ爲ではないのでありますからして、どうか皆樣御同情を以て、御贊成あらんことを特に願ひます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを希望します。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議はありませぬか

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なければ、議長指名九名の委員に付託することに決しました、本日は是にて散會。

午後三時十四分散會

○大正九年二月九日（月曜日）

午後一時十五分開議

議事日程　第八號

第一　大正五年法律第四號中改正法律案（政府提出）

第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　函館控訴院の移轉に關する法律案（政府提出）

第一讀會

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五　大正二年法律第九號中改正法律案（政府提出）

第一讀會

第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第七　朝鮮に於ける國勢調査に關する法律案（政府提出）　第一讀會

第八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第九　關稅定率法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第十　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十一　大正八年勅令第三百四號（承諾を求むる件）（委員長報告）

第十二　大正八年勅令第四百七十八號（承諾を求むる件）（委員長報告）

第十三　未成年者飲酒禁止法案（根本正君外四名提出）

第一讀會

第十四　會計士法案（關直彥君外一名提出）　第一讀會

第十五　勢和鐵道建設に關する建議案（八木逸郎君外一名提出）

第十六　橿原神宮崇祀向上に關する建議案（片山太郎君提出）

第十七　民間航空事業奬勵保護に關する建議案（高見之通君外三名提出）

第十八　福井縣三國港築港に關する建議案（熊谷五右衞門君外四名提出）

○議長（大岡育造君）　新たに議席に著かれたる方を紹介致します、島根縣松江市選出桑原羊次郎君。

〔桑原羊次郎君起立拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一去五日政府より提出せられたる議案左の如し

大正五年法律第四號中改正法律案

函館控訴院の移轉に關する法律案

大正二年法律第九號中改正法律案

朝鮮に於ける國勢調査に關する法律案

一去七日政府より提出せられたる議案左の如し

關稅定率法中改正法律案

一今九日政府より提出せられたる議案左の如し

會計法中改正法律案

大正八年法律第九號中改正法律案

大學特別會計法案

大正八年法律第十二號中改正法律案

一今九日議員より提出せられたる議案左の如し

所得稅法中改正法律案

提出者　武富　時敏君　片岡　直溫君

藤澤幾之輔君　町田　忠治君

本田　恒之君　佐々木正藏君

大津淳一郎君　磯貝　浩君

石川又八君　鈴木富士彌君

一去五日議員より提出せられたる議案左の如し

福井縣三國港築港に關する建議案
提出者　熊谷五右衛門君　柳原九兵衛君
松井文太郎君　横井藤四郎君
今村七平君

學校衛生振興に關する建議案
提出者　八木逸郎君　伊東重君
土屋清三郎君　秋山金也君
齋藤壽雄君

一去六日議員より提出せられたる議案左の如し

耕地整理速進奬勵に關する建議案
提出者　赤間嘉之吉君　山内範造君

吉野縱貫鐵道速成に關する建議案
提出者　八木逸郎君

一去五日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

軍制改革に關する質問主意書
提出者　森本是一郎君

呂運亨等禁苑拜觀に付原總理大臣の答辯に關する質問主意書
提出者　山道襄一君

一去六日内閣總理大臣より左の通發布ありたる旨の通牒を受領せり

大藏書記官　神鞭常孝
大藏省所管事務政府委員被仰付

「左の報告は朗讀を經ざるも參照のため玆に掲載す」

一去五日議長に於て選定したる委員左の如し

少年法案外一件
小山温君　磯部尚君
小田切磐太郎君　政尾藤吉君
井島義雄君　陣軍吉君
熊谷直太君　土屋清三郎君
村松龜一郎君　齋藤隆夫君
荒川五郎君　樋口秀雄君
横山金太郎君　野村嘉六君
植原悅二郎君　板野友造君
富島暢夫君　花井卓藏君

公債金特別會計法案外九件
指田義雄君　若尾幾造君
高橋本吉君　工藤善助君
米田穰君　生田和平君
山口恒太郎君　志々目藤彦君
加藤政之助君　横田孝史君
紫安新九郎君　鈴木久次郎君
片木政治郎君　前川虎造君
武市彰一君　中川隣之輔君
金澤仁作君　松井文太郎君

議院法中改正法律案
中野寅次郎君　萩亮君
島田俊雄君　菅野傳右衛門君
古屋慶隆君　河波荒次郎君
前川虎造君　小川寅六君
綾部惣兵衛君

公有林野官行造林法案
中西六三郎君　戸狩權之助君
百瀬清治君　佐々木文一君
隅田豐吉君　井上角五郎君
成田榮信君　兒玉好熊君
齋藤宇一郎君　杉山東太郎君
河西豐太郎君　井原百介君
三隅哲雄君　半谷清壽君
中川幸太郎君　佃安之丞君
近藤慶一君　北井波治目君

刑事訴訟法中改正法律案外一件
清水市太郎君　赤尾彦作君
工藤吉次君　陣軍吉君
横山勝太郎君　松岡勝太郎君
森田茂君　高木益太郎君
小川寅六君

軍人恩給增額に關する建議案
漆昌巖君　八田宗吉君
神川長久君　西村正則君
高木正年君　三木武吉君
柏原文太郎君　松本誠之君
尾崎元次郎君

官幣大社吉野神宮境域擴張に關する建議案
東武君　天春文衞君
柳原九兵衛君　秋山金也君
平山岩彥君　井島茂作君
淺野順平君　片山太郎君
北田豐三郎君

一去六日委員長及理事互選の結果左の如し

少年法案外一件委員
委員長　小山温君
理事　磯部尚君　野村嘉六君

議院法中改正法律案委員
委員長　小川寅六君
理事　萩亮君

公債金特別會計法案外九件委員
委員長　若尾幾造君
理事　山口恒太郎君　武市彰一君

公有林野官行造林法案委員
委員長　中西六三郎君
理事　兒玉好熊君　中川幸太郎君

刑事訴訟法中改正法律案外一件委員
委員長　清水市太郎君
理事　小川寅六君

軍人恩給增額に關する建議案委員
委員長　漆昌巖君
理事　松本誠之君

官幣大社吉野神宮境域擴張に關する建議案委員
委員長　東武君
理事　片山太郎君

一去六日刑事訴訟法中改正法律案外一件委員横山勝太郎君辭任に付其の補闕として井戸文四郎君を議長に於て選定せり

一去七日公債金特別會計法案外九件委員米田穰君辭任に付其の補闕として萩亮君を議長に於て選定せり

一今九日所得税法改正法律案外六件委員友枝梅次郎君辭任に付其の補闕として廣岡宇一郎君を公債金特別會計法案外九外委員指田義雄君辭任に付其の補闕として八木逸郎君を少年法案外一件委員村松龜一郎君辭任に付其の補闕として横山勝太郎君を孰れも議長に於て選定せり

一今九日衆議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の如く變更せり

四五九　桑原羊次郎君

○議長(大岡育造君)　是より會議を開きます。

○三木武吉君　議長。

○議長(大岡育造君)　三木君。

○三木武吉君　此際議事日程を變更の緊急動議を提出致します、事柄は昨日我黨の武富時敏君から提出に係る、所得税法中改正法律案を直ちに上程せられまして、提出趣旨の説明を略し、現に委員付託になつて居る政府提出の所得税法中改正法律案の委員に併せて付託審議せられむことを望む、理由は政府提出の所得税法中改正法律案は、杜撰粗漏で殆ど修正の手を下すの餘地もないやうに思ひます。

○議長(大岡育造君)　三木君、議論はいけませぬ。

○三木武吉君　議論でありませぬ、理由であります

○議長(大岡育造君)　理由はいけませぬ。

○三木武吉君　緊急動議を提出致さなければならぬ理由を申上げます、最早政府案も審議決定の運命に遭遇致して居りまするのでございまするが、吾々は其案の通過を欲せざるが故に、と申して此時局の緊急の際、所謂社會政策的施設を税法の上に加ふることを痛切に必要と認めるのでありますから、所得税法の根本的改正は、來期の議會に之を讓ることに致して、差當り社會政策として、五千圓以下の所得者の負擔を輕減し、免税點を一千圓に引上げる必要を認めたから、緊急此際提出を致した譯でございますから、日程を變更致されまして、直ちに審議に取掛られんことを希望致すのでございます、政府案の審議前に此動議を提出致したのでございますから、特に議長より政府の御同意を求められたいのであります。〔「贊成」「反對」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　昨日御提出の儘で、時が足りませぬ、爲めに印刷が出來ませぬから、此所で配付する譯に行きませぬ。

○三木武吉君　唯今其案の報告は書記官よりございました、其印刷は本日の十二時までに間に合ふと云ふことを、當局より御聽取を致して居るのでございます。

○岩崎勳君　日程變更の動議に反對を致します、直ちに採決せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　直ちに可否の決を採ります、三木君の緊急動議に同意の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○議長(大岡育造君)　少數であります、否決せられました、日程第一大正五年法律第四號中改正法律案の第一讀會を開きます――高橋大藏大臣。

第一　大正五年法律第四號中改正法律案

(政府提出)　第一讀會

大正五年法律第四號中改正法律案

(本案は本卷一五七五頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く)

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇〕

(拍手起る)

○國務大臣(男爵高橋是清君)　大正五年法律第四號中改正法律案に就きまして、簡單に説明を致します本法は大正三年臨時事件費支辨の爲め、政府に於きまして特別會計に屬する資金の繰替使用及借入金を爲し、又は公債を發行することを得るの規定であります、其中公債及借入の總額は、三億二千萬圓と制限してございます、此制限額が歳出豫算に伴ひまして増加を來しましたもので、現行規定の三億二千萬圓は、大正八年三月までの所要額を標準として居るのでございます、然るに御審議中に大正九年度内に所要の臨時軍事費豫算追加案に於きましては、一億四千八百餘萬圓の財源を、公債又は借入金に依る計畫になつて居りますから、更に前述の制限額を増加致す必要が生じたのでございます、仍て一億四千八百餘萬圓を切上げて、一億五千萬圓を増加することゝ致しまして、現行規定の三億二千萬圓とありますのを、四億七千萬圓と改める爲めに茲に本法案を提出致した次第でございます、御審議の上速に協賛せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　野村嘉六君。

〔野村嘉六君登壇、拍手起る〕

○野村嘉六君　唯今大藏大臣の説明になりました、一億五千萬圓の更に増額の改正案に就きまして、本案は頗る重大な問題でありますから、大體に於て二三點伺ひたいのであります、委細の事は何れ委員會に於て伺ふ者でございます此一億五千萬圓の費用の中で、聞く所に依りますと云ふこと西伯利に對する費用が、一億二千萬圓程あると云ふことを聞いて居るのであります、此西伯利に對する所の費用に付きましては、現在彼地に居ります所の軍隊、並に現今輸送中の高田の半箇師團、之を併せて一箇年の目安として御提出になつたのでありませうか、如何でありませうか、此點を一つ伺ひたいのであります、又西伯利は御承知の通りに他の單一の交戰目的とは違つて、色々の關係があるのであります、色々の關係とは、即ち西伯利に對しては物資の援助が必要であるのである、單に軍隊のみを派遣しては、到底其の目的を達することは出來ぬのである、どうしても西伯利の援助は物資が必要である、城を攻め敵を屠ると云ふ單一の軍隊の戰爭とは違つて居るので、此の事は私が申すのみならず、去る一月三十一日「オムスク」から歸朝された加藤大使の對西伯利策の一節として述べて居られるのであります、同大使は昨年以來當局者として、長い間彼地に赴任され、有ゆる西伯利の狀況視察の上發表されたる意志であるからして、私は昨年以來の西伯利に對して、最も眞相を穿つた意見なりと思つて居るのであります、殊に又大使と云ふ職掌柄、此人の言論には吾々は信用を置くのであります、其大使の意見の一節としましては、西伯利の出兵は、將來とも西伯利物資の援助を方針とせざるべからず、物資援助を伴はざる對西伯利增兵、及西伯利に軍隊を駐屯せしむることは、結局露國人の感情を害するや火を睹るよりも明なり、斯う云ふ御意見であります、當局の責任者として、軍隊のみを駐屯せしめてはいかぬ、又增兵のみを以てしてはいかぬ、之に物資の援助を與へなければ、露國人の感情を害すること火を睹るよりも明であると云ふ御意見を述べて居らるゝのであります、私は是に於て伺ひたいのは、斯の如き責任の地位に御立ちになつて居る加藤大使の意見でありますから、此西伯利出兵の目的を達するには、どうしても物資援助が必要なりと私も信じて居るのであります、政府は此一億二千萬圓と云ふ豫算は、單一に軍隊直接の費用のみであるか或は又加藤大使の聲明通り物資の援助、之をも包含して居るのでありませうか、萬一包含して居らぬものとしたならば、之に伴ふ御提案は何時出されるのでありますか、此點を第一に伺ひたいのであります、第二の出兵の目的に付ては、色々議論の交換がありましたから申しませぬが、併し其一として、鐵道の守備をも矢張り目的の一であると云ふことを聲明されたのであります、彼の廣漠たる所の西伯利に對して我軍が諸所に散在し、駐屯するには、どうしても鐵道を利用するより外に途が無いのであります、又軍隊を送るにしましても、軍需品を送るにしても、其他の食糧を送るに致しましても、所謂鐵道は唯一の利益になつて居るのであります、所が我軍隊に於て必要なだけ、敵から見ますると云ふと甚だ厄介なる機關に相違ないのである、それだけ我軍の成功を收むる便利必要な機關であるだけ、敵から見たならば迷惑な機關に相違ないだらうと斯う思ふ、是に於て我軍が完全に此目的を達する爲めに鐵道を利用する關係上、鐵道守備を嚴にすればする程破壞をされる虞はないかと思ふのであります、詰まり申して見まするど、日本に取りましては、戰時に必要なる武器とも謂つて宜しいのである、敵は又其武器を破つて、彼の目的を達しやうとして居るのである、是に於て伺ひたいのは、先日陸軍大臣が、忠勇なる國民一千餘人を殺したのは、誠に遺憾であると云ふ御説明でありましたが、本員も深く之には同感であるのであります、去りながら今申します通りに、日本に於て鐵道守備を嚴にすれば向ふでも鐵道物資の掠奪又は兵隊の運動を拘束する必要上やるに相違ない、故に私は寧ろ此鐵道の守備を撤廢なさつたならば、如何であらうかと斯う思ふのであります申すまでもなく過激派にしても、穩健派にしても、鐵道自體は決して憎いのではない、利用する必要上破壞を試みるのであります、鐵道は穩健派も乘れば過激派も乘る、所謂吳越同車と云ふ傾があるのであります、特別の利用に供されるからして、此特別の利用を廢したならば、恐くは露國民全體の利益になるから、過激派も穩健派も共々に利用しはせぬかと私は思ふのであります、此點に對して御伺を致します、況や益々鐵道の守備を嚴にすれば益々敵が破壞すると云ふことは、去る一月三十日哈爾賓發の電報に、東淸鐵道從業員より成立つて居る職業同盟會、此會の性質は私は存じませぬがだ、此同盟會の決議の一項に「鐵道守備は露國人をして憤懣と怨恨とを惹起せしむるものなり」斯う決議して居るのであります、矢張職業同盟會の決議の一節に依りましても守備を嚴にすればするだけ、憤懣と怨恨との種を播くやうに思はれるのであります、此點に對して政府の御所見を伺ひたい、今一點簡單に申したいことは申すまでもなく、西伯利は一衣帶水日本との接續地であります、さうして禍福百年繫つて倶に偕にしなければならぬ關係になつて居る、亞米利加の如く離れては居らぬのであります、それでありますからして、現在に於ける政策のみならず、將來に對する政策は、餘程注意しなければならぬであらうと私は思ふのであります、今回の戰に對しまして、日本國が一番澤山出兵して居る、是は申すまでもありませぬ[illegible]な時には七萬人から出兵して居た、[illegible]戰の多いだけ、それだけに敵を殺す、又た傷付けて居るのであります、此殺したる又傷付けたる者には、其等の父たる者も居るでありませう、子たる者も居るでありませう、兄弟も居るであらう、友人も居るであらう、是等の考は如何でありませう、私想ふには、是等は必ずや日本に對して長く怨を持つであらうと思ふのである、長く色々の骨肉的怨恨の關係を日本に對して持たしむると云ふことは、果して利益であるや否や、最も大に考慮すべき問題であらうと思ふのであります、成程過激派は惡い、又危險思想も惡い、吾々も危險思想何んかは悉く憎んで居るのであります、去りながら危險思想は幾ら惡くても、是は鐵砲や槍で禦ぎの付くものではないと思ふ、思想の矯正は、思想に依てのみ矯正し得べきものであると私は斯う思ふ、決して鐵砲や槍で此思想の矯正は出來るものでないと思ふ、どうしても此矯正は、獨り思想の矯正に俟つより外はないのであります、殊に思想の變化と云ふものは、申しまするど非常な激しい颶風のやうなものであつて、強く來ましても亦散じ易いのである、現に政友會の頭本君の吾々に御送りになつた、此「西伯利一斑」の本に依りますと、過激派の遣口の政策も、一箇年の内に非常な變化を來して居る、斯う云ふ事を頭本君の所謂詳細なる調の結果に依て、報告されて居るのであります、風の如く來り、風の如く散ずる所の此思想界防遏の爲めに、長く恨を遺す所の殺傷行爲、討伐行爲は果して百年倶に偕にする所の西伯利に對して、其利害關係は如何であらうか、是は大局から將來の爲めに大に考慮すべき問題ではないかと、斯う思ふのであります、況や亞米利加は既に所謂一の目的たる、即ち主たる目的たる「チエック」援助の目的が達したと云ふので、二月十日以後一週間内に於て、總て撤兵すると云ふことになつて居るのであります、同じ「チエック」種族に對して、獨り日本のみがです未だ後に殘つて、而も兵隊までも增派して、さうしてやらなければならぬと云ふ理由は何所に在るのでありますか、同一のものならば、亞米利加から見ました所で、日本から見ました所で、同一に矢張撤退するのが私は條理上當然であると斯う思ふのでありまする況や今日は亞米利加其他の國から、動ともすると云ふと誤解され易い立場に在ると云ふことは、靑島問

題其他の問題に於て、屢々迷惑を被つて居ると云ふ事に徴しても明かである、此際に於て既に最初の目的を達して居るに拘らず、尙ほ增兵し而も一億二千萬圓からの經費を之が爲めに投ずると云ふ事であつたならば、益々亞米利加其他の誤解の原因になりはせぬかと私は憂ふるのであります、又近々浦潮市會の決議に依りますと早く日本の撤兵を實行して貰ひたいと云ふ事を市會が決議して居る、さうしてそれに附隨して曰く、露西亞國は露西亞の人民を以て治むると云ふ趣旨の付帶決議をして居ると云ふ事であります、露國人既に彼れ自ら治むると云ふ意志のあるにも拘らず、尙ほ此儘兵隊を置くと云ふ事は如何なものであらうか、況や一面には不干涉主義を聲明致したのである——不干涉主義の聲明の結果、例へて見ますれば、過激派と非過激派の喧嘩に於きました所で、日本の軍隊に直接に妨害を加へない限りは日本の兵隊は何もすることが出來ないのである、さうなります以上は、秩序の維持が亂れる、併し强ひて其秩序の維持を行はうとすれば、內政干涉と云ふ結果が來るのであります、內政干涉と云ふ譏を免れやうとすれば、所謂日本軍其者に直接敵對せぬ限りは、默つて視て居る外に途がないのである、斯うなりますと云ふと、「チェック」一種族の此撤援の目的が既に達し、一面には鐵道守備に依て益々敵愾心を挑發させる虞があるのと、今一つは秩序維持と云ふ此目的も達することが出來ぬやうな結果になりはせぬかと斯う思ふのである、斯う煎し詰めますると、日本が一億二千萬圓からの巨額の金を使うて、而も一年間の是に豫算であることは、今大藏大臣の說明に依て明かであります、一年間に斯の如き澤山の金を使うて、何の爲めに駐兵せしむるのであるか、此點に對しては甚だ私に迷ふのである、恐らく私のみならず、國民一般の迷ふ所であらうと思ふのであります（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）さうして本問は頗る重大の問題でありまして、殊に我國百年禍福の繫る所でありますから、どうか政府の趣旨の在る所を十分吾々をして了解せしむる程度に於て、特に原內閣總理大臣から御答辯を願ふ次第であります（拍手起る）

〇議長（大岡育造君） 高橋大藏大臣。

〔國務大臣男爵高橋是淸君登壇〕

〇國務大臣（男爵高橋是淸君） 唯今野村君の御尋の第一は、此度差出したる豫算中に、高田師團の增派の費用が含んであるや否やと云ふ御尋、是は含んであると御答致します、それから兵隊ばかりではいかない、隨て軍需品も要るが、それはどうか、それも含まれてあると御答をする、それから物資の援助も必要である、是も必要を認めて含んである、而して其高は的確には分らぬ、どの位の程度に援助を要するや否やと云ふことは分らぬ、故に此度の軍需品も相當の豫算を設けてある、それから鐵道の事、西伯利の事に關しては、寧ろ總理大臣に御希望でありますし、又總理大臣から御答するが適當と考へます、で私は唯だ豫算に關するだけの點を此三點に就て御答を致して置きます（拍手起る）

〇議長（大岡育造君） 原內閣總理大臣。

〔國務大臣原敬君登壇、拍手起る〕

〇國務大臣（原敬君） 唯今野村君の御質問の御趣意を段々拜聽致しますると、西伯利に於ける亞米利加の兵は、撤兵すると云ふことであるから、日本も同時に撤兵すべきであるまいか、又日本の兵隊が居るが爲めに、露西亞人が反感を起して居るやうであるから、之が爲めにも撤兵するが適當であるまいか、又過激派を敵として戰ふのは、不得策ではあるまいかと云ふやうな御質問に歸著するやうに考へられる此事に關しましては、當議場に於ても、豫算總會に於ても、屢々言明を致したのでありますが、尙ほ繰返して申せば、日本か亞米利加が撤退をするが故に日本も撤兵すると云ふやうに單純には參らぬ、斯樣なことは先般も申したのであります、何故かと申しますと、其時にも申したる如く、日本は亞米利加の西伯利に於けるが如き土地柄に非ずして、接壤の地である、居留人も多いのである、又過激派が日本に對して、如何なる行動を執るかなどゝ云ふより觀察致せば、他國の如く單純には日本が參らぬ、故に他國が撤兵致せば、日本も撤兵すると云ふやうには參らぬ、さう單純には國の地位的關係に於ても出來ないと云ふことを、先般申したのであるから、それを繰返して申すより外仕方がない、又亞米利加が撤兵を致すと申した所で、今日は撤兵致して居らぬのであります「チェック、スロバック」の救援を目的として出兵を致したのであるから「チェック、スロバック」の救援の目的を達したる時に撤兵すると云ふのが亞米利加の趣意であります、故に今日に於てはまだ撤兵致さぬ、最初は二月十日頃より段々乘船すると云ふやうな希望であつたらしいです、中々「チエック、スロバック」は、西の方に於て困難の狀況に立至つて、迚も浦潮に參つて乘船するやうなる狀況には在りませぬから、隨つて亞米利加が撤兵すると云ふことも、何れの日でありませうか、兎に角唯今直ちにと云ふことではないのです、又日本の兵が駐箚致して居るが爲めに、露西亞人の反感を起すと云ふことを言はれますが、それは他の一面を見た話である、露西亞の——殊に西伯利に於ける今日の狀態は極めて混沌たるもので、過激派あれば非過激派もあり、穩健分子もあれば、色々なる種類のものが混雜致して居る今日の狀態であります、隨て日本軍の駐箚を以つて、露西亞に甚だ不利益なる事情であると云ふやうなる意味から撤兵を希望する、或は駐兵に反對するやうなる決議を致した者もあるのであります、同時に又之れに反して、日本兵が居る爲めに、治安の維持が出來るのである、秩序が今日の如く維持されるのでありますから、日本兵は成るべく居て貰ひたい、極めて歡迎の決議を致して居るのもある、是は一面を見て全般を決するには參りませぬ故に露西亞人は如何に申したと云ふことのみを以て撤兵するしないと云ふことを決定すると云ふ標準にはならぬのであります、大體の狀態を申せば、今日未だ「チェック、スロバック」の救援の目的を達して居りませぬ、秩序の維持は十分に安定致して居りませぬ、又鐵道沿線に於て、或は過激派と戰ふと云ふことがありますけれども、日本兵は、決して好んで過激派を討伐致して居るのではないのであります是も先般申したる如く、過激派であらうがなからうが、兎に角日本の守備に妨害を加へ、交通機關の害を加ふるものは、之を排除致さなければならぬ、是のみに致して、決して故らに過激派を討伐する、どちらをどうすると云ふ意味は無いのであります、尤も多くの過激派が左樣な事をするのが多いのでありますれば、自然の結果は、過激派に當ることになりませうけれども、何れに致しましても、鐵道守備を妨害する者に向つて、之を排除するに止るのであります、故に何等日本の駐兵が列國の猜疑を受くる原因ともならず、其地理的關係、其今日西伯利に於ける狀態は、列國も共に見て居る、何等此點に於て疑惑の生ずることは無いのであります、殘る所は然らば何れの時に撤兵するかと云ふことでありませう、是は屢々明言致しました、今日の時期に於て撤兵する、若くは撤兵せずと斷言致すことは、國家の不利益である、故に之を明言致さぬ、斯樣に申した、何れ相當の時期に達しますれば、撤兵をするとか、或は撤兵をせずとか聲明することがありませうが、今日の狀態に於てはすることは出來ぬのであります、出來ぬことは大槪列國の狀態を見ても分る、露西亞に對する政策は、何れの國に於いても確定致して居りませぬ、隨て西伯利の狀態も如何にすることは、今日決定は出來て居りませぬ、而して遠隔の土地の國は何れでも宜しい、此接壤の地である所の日本に於きまして、他國の如く單純にも參らぬのでありますから、今日直ちに撤兵をするしないと云ふことを明言することは出來ぬのであります、外交上殊に今日早計に之を聲明することは不利益と考へます、大體として御了承を願ひます（拍手起る）

〇議長（大岡育造君） 日程第二、右議案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

〇前田米藏君 委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

〇議長（大岡育造君） 異議なくば九名に決しました

〇武藤金吉君 午後二時より所得稅法改正法律案、外六件の委員會を開きたいと思ひます

〇議長（大岡育造君） 許可致します。

〔武藤金吉君「委員諸君は委員室に御參集を願ひます」と呼ふ〕

〇議長（大岡育造君） 日程第三及第五は、便宜上一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

〇議長（大岡育造君） 御異議がなければ一括議題と致します、第三函館控訴院の移轉に關する法律案、第五大正二年法律第九號中改正法律案、之を一括議題と致します。

第三 函館控訴院の移轉に關する法律案（政府提出） 第一讀會

函館控訴院の移轉に關する法律案

（本案は本卷一五六四頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

第五　大正二年法律第九號中改正法律案（政府提出）　第一讀會

大正二年法律第九號中改正法律案

（本案は本卷一五六四頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

〔國務大臣原敬君登壇、拍手起る〕

○國務大臣（原敬君）　函館控訴院移轉に關する法律案及之に附帶致しました所の法律案に就き、大體を說明致しまして置きたいのでありますが、是は法案としては極めて簡單なるものでありまして、其位置を移すに過ぎないのであります、其理由と致しまして、函館控訴院は、御承知の如く他の控訴院の如く數多の府縣を管轄致して居る、控訴院ではありませぬ、北海道を管轄致して居るに今日は過ぎないのであります、而して函館は北海道に在りましても、申すまでもなく中央道廳の在る土地に非ずして、北海道の入口であります、それ故に行政上の關係から申しましても、司法の關係から申しましても、又一般人民の便否より考へましても、是は函館に置くよりは、札幌に移すを以て極めて適當な事と考へるのであります、斯樣なる問題に就きましては其土地より場所を他に移すと云ふ事は、何れにも土地の關係に於ては甚だ其土地に對しては、事情に於て忍びない事があるのであります、併し行政上若くは裁判の關係上から申せば、是は札幌に移すより仕方がないのであります、是は最も適當なる事と考へるのであります、尙ほ詳細の事に就きましては、委員會等に於て陳述致して宜しいのであります、次に大正二年法律第九號中改正法律案、是は即ち控訴院を移すに就て附帶致したのでありますから、委しく說明を致す必要は無いのであります、斯の如き次第でありますから、十分御審査の上に、原案に御贊成を得ることを希望致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　佐々木平次郎君。

〔佐々木平次郎君登壇〕

○佐々木平次郎君　本員は唯今議題に上つて居ります中の、函館控訴院を札幌に移轉すると云ふ法律の改正案に對しまして、聊か質問を試みたいと存ずるのであります、此法律改正案の內容、及形式に就て見まするると、先年恰も三十七議會に於て、審議の結果否決せられた、長崎の控訴院を福岡に移轉する案と比較對照して見まするると、其地理的關係に於て、又經濟上の關係に於て、若くは交通上の關係に於きまして、頗る相類似して居ります、殆ど何等の差異なく、全く共通して居るやうに思考するのであります、故に函館控訴院を札幌に移しまする所の理由の主なる點、即ち地理的、經濟的、若くは交通上の點に就きましては、是は長崎の移轉反對と同樣なる理窟が立てられるのでありますから、私は此點に就きましては追究することを避けます、唯だ玆に御伺ひしたい一點と致しまして、聞く所に依りますと云ふと、前內閣時代に於て、當局に於きましては、長崎の控訴院を福岡に移轉する案を立てられまして、福岡に對して寄附金を求められた結果、福岡縣會に於きましては、密議——縣會を招集しまして密議を致しましたが、其後司法省より見合せて吳れとの通知に接して、遂に中止をしたさうであります、其理由とする所は、當時長崎の控訴院は非常に頽敗して居つたが爲めに當時二萬以上の大修繕費を掛けた爲めに、先づ暫くの間移轉を見合する、斯樣な事を當時の次官、即ち唯今の鈴木次官が之を言明せられたやうに聞いて居ります、此事は當時の福岡日日新聞にも掲載されてあつたのであります、斯樣な事が當時事實にあつたのでありまするか、之を伺ひたいのであります、次には長崎控訴院の如く腐朽致しまして殆ど使用に堪へずと稱しました所の廳舍に大修繕を加へて置きながら、函館控訴院は去る明治三十一年に新築したのでありまして、今現に巍然たる立派な廳舍でありまして、今日迄少しも修繕を加へたことなく、今後尙ほ十分に使用に堪へるものであると思ふのであります、然るに目下國費多端にして、增稅を斷行してまでも國防の充實を圖らなければならぬ此場合に於きまして、斯の如き餘計な經費を支出して移轉せんとする、其理由を解するに苦しまざるを得ないのであります、私は寧ろ之を適當の修繕、若くは大規模の增築の必要な場合に至るまで、延期することが適當なる處置であると考へるのでありまするが、是等の點に關して、政府に於ては何等の御考慮を費されなかつたのでありませうか、其點を伺ひたいのであります、其次には聞く所に依れば、鈴木次官に於かれましては、今尙ほ長崎控訴院を福岡に移轉することを、御認めになつて居るやうに聞いて居ります、然るに拘らず何故に——今日函館の控訴院を札幌に御移しなさる此案を立てられる時に當つて、何故一緒に其御計畫を御實行なされなかつたのでありますか、之を御伺したい、次には第三十七議會に於きまして、白蟻の被害、自然の頽敗等に因り非常に敗朽致しまして、殆ど事務を執ることさへも危險を感ずるの故を以て、移轉せなければならなかつた此長崎控訴院の移轉に關する原案を見ざるに先たつて、宏壯なる廳舍、而かも完全無缺にして、少しの手入を爲す必要を見ざる函館控訴院に對して突如札幌に移轉することになりました爲めに、復たしても、地方人は此事實を以て、黨勢擴張の資料に供するものでなからうかと云ふやうな事を、世人は宣傳して居る程であるのであります、本員は帝國最高の權威ある獨立神聖なる司法當局が、斷じて左樣な事は無いとは信じます、併ながら、奈何せん地方人は斯樣に疑惑の念を懷いて居るのでありますから、何卒此機會に於て、明瞭に此疑惑を解き、併せて十分の諒解を得るやうに、御答辯を御願したいと思ふのであります（拍手起る）

〔政府委員法學博士鈴木喜三郎君登壇〕

○政府委員法學博士（鈴木喜三郎君）　唯今の佐々木君の御質問に對して、私から御答致します、福岡市へ長崎控訴院を移轉することを中止したのは、長崎控訴院の廳舍を修繕したからして、それで中止をするのであると云ふことを私が言つたとか、言はぬとかと云ふやうな御質問でありまするが、別段さう云ふことは私は言つたことはありませぬ、成程昨年の議會に於きまして、長崎控訴院を福岡に移しまする案を提出になりました、其當時に於ては、長崎控訴院の廳舍は白蟻の侵害する所となりまして、今にも敗頽するやうな危險狀態であつたのであります、併ながら移轉問題も其時に否決になりましたから、已むなくも二萬有餘圓の金を投じて、姑息普請をして今日に至つて居るのであります、或る時期に至りましたならば、或は新築しなければならぬと云ふ時期も來やうと思ふのでございますが、唯今の所ではさう云ふ考を持つて居りませぬ、そこで改築案とか、移轉案と云ふものを出さないのであります、そこで何故に福岡へ控訴院移轉の問題を此際併せて出さぬかと云ふ、斯う云ふ仰せでありまするが、今申しました通り、福岡の移轉問題と云ふものは、成程事件關係もあります、地理的關係もあります、其當時急を告げました最も大なる理由は、建物の朽敗、今にも崩れ掛ると云ふ狀態でありましたから、彼の當時に提案したのであります、今申しました通り、二萬有餘圓の金を投じて、唯今の所にどうか斯う持つて居りますから、本年は提案しなかつた次第であります、それから函館控訴院を札幌に移すと云ふ事に對する理由が、相均しきものではないか、然らば彼を提出しないものを、是のみを今日に於て不急の土木を起すやうな感のある提案を爲すのはどう云ふものであるかと云ふやうな御質問のやうに承りましたが、それは先程司法大臣より縷々提案の理由を述べられました通り、函館區民其他の爲めに如何にも御氣の毒の感がありますが、北海道全土の住民に對しては、どうしても札幌に移すを以て最も便利である北海道全島民の利益を圖るが爲めに、其控訴院の現時所在して居る所の函館市に對して、御氣の毒ではあるけれども、道廳全體の利害問題を攻究したならば、どうしても札幌に移すのが正當である、外に何等の理由が無いのであります、色々理由があつて、國民が疑惑の念を持つと云ふ御質問がありましたが是は當局の考としては、道民の司法事件の關係から見ましても、其他の一般の關係から見ましても、北海道全島の住民をして便利を得せしめることが宜いと云ふならば、函館に置くべきものでなくして、札幌に置くべきものであると云ふ理由を以て、政府が此提案を爲した次第であります右御諒承を願ひます

○議長（大岡育造君）　右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題に致します、兩案とも……

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○前田米藏君　日程第三及第五を一括し、委員の數を九名として、議長より指名あらんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　御異議は無いと認めます、仍て九名の委員に付託することに決しました——日程第七朝鮮に於ける國勢調査に關する法律案、第一讀會を開きます——古賀政府委員。

第七　朝鮮に於ける國勢調査に關する法律案（政府提出）　第一讀會

朝鮮ニ於ケル國勢調査ニ關スル法律案

第一回國勢調査ハ朝鮮ニ之ヲ施行セス

〔政府委員法學博士古賀廉造君登壇〕

○政府委員（法學博士古賀廉造君）　國勢調査のことは、明治三十五年の法律に依て、滿十年毎に之を行ふと云ふことになつて居りまして、丁度本年十月が復た其調査の時期に當つて居ります、それで朝鮮の方に於きましても、無論此法律の範圍に屬しまする調査をやらなければならぬ、必要に迫つて居るのであります、然るに朝鮮の國情は何分國勢調査を爲す能はざる事情がありまして、據ろなく朝鮮に限つて調査の延期を致さなければならぬ必要を認めた次第であります、それは第一に朝鮮の方に於きまして、此國勢調査を致しまするには、頗る多數の役員を要するのであります、それが六七萬人を要るのであります、就中其調査委員の中で、最も働を爲す者は警察官である、其警察官は既に御承知の如く昨年來改革を行つて大分人が入り代つて、まだ朝鮮語に精通する者が至つて少ない、之を使用するに付きましては、據ろなく通譯を附けなくてはならぬ、通譯を附けると、其數も一萬人から要すると云ふやうな次第で、人の都合上今年此調査を行ふと云ふ事は、殆ど出來惡くなつて居ります、又假りに一歩を讓つて、人はどうにか差繰るとして見てもやつと近來朝鮮の國情も安定に傾いて來て居る際に於きまして、今此調査を行ひまするると、朝鮮人の事として、或は此大調査に依て、新たに租税を課するのではないか、又は犯罪を搜査するのではないかと云ふやうな、樣々なる疑を起しまして、其間に又不逞の者があつて、種々流言を放ち、之を以て煽動の材料とされては、折角安定し掛つて居る朝鮮の國情も、更に復た不安を來す虞もありまして、統治上甚だ面白くない狀況を呈すると云ふことになりますので、據ろなく此延期の案を提出した次第であります、何分御協贊を願ひたい。

○議長（大岡育造君）　日程第八、委員選擧を議題と致します。

第八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○高田耘平君　委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議なきを以て九名の委員に決します——日程第九、關稅定率法中改正法律案の第一讀會を開きます——山本農商務大臣。

第九　關稅定率法中改正法律案（政府提出）

第一讀會

關稅定率法中改正法律案

關稅定率法中左ノ通改正ス

第五條ノ二　不當廉賣品ノ輸入又ハ輸入品ノ不當廉賣ニ因リ本邦ニ於ケル重要産業カ危害ヲ被ルノ虞アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ不當廉賣審査委員會ノ審査ヲ經テ當該物品ヲ指定シ之ニ對シ期間ヲ定メ別表ニ定ムル關稅ノ外其ノ正當價格ト同額以下ノ關稅ヲ課スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル物品ニシテ既ニ輸入セラレ不當廉賣者又ハ其ノ代理人ノ所有又ハ所持ニ係ルモノニ對シテハ前項ノ規定ニ準シ不當廉賣者又ハ其ノ代理人ヨリ附加關稅ヲ追徵スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ追徵スル附加關稅ハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ徵收ス

第七條第四號ヲ左ノ如ク改ム

四　政府ノ輸入ニ係ル燃料用礦油

同條第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四ノ二　直接燃料ニ供スル礦油ニシテ攝氏十五度ニ於ケル比重〇、九〇四ヲ超エタルモノ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケ輸入スルモノニ限ル

同條第二十三號ヲ左ノ如ク改ム

二十三　國、道、府縣、畜産組合又ハ畜産組合聯合會ノ輸入スル種用動物、獸疫免疫血清及獸疫豫防接種液並政府ノ許可ヲ受ケ輸入スル種用動物

第八條中「提供スルコトヲ要ス」ヲ「提供セシムルコトヲ得」ニ改メ同條ニ左ノ一號ヲ加フ

八　博覽會、展覽會、共進會又ハ品評會等ヘ出品スル爲輸入スル物品

別表輸入稅表中左ノ如ク改ム

第九號中「種魚」ヲ「種魚介」ニ改ム

第十號ノ次ニ左ノ如ク加フ

一〇ノ二　蠶種　　無稅

第十一號中「同」ヲ「從價」ニ改ム

第二十八號中「アイボリーナット」ノ下ニ「ヅームナット」其ノ他類似ノ「鈕釦製造用核子」ヲ加フ

第二十九號ノ二ノ次ニ左ノ如ク加フ

二九ノ三　別號ニ掲ケサル採油用種子（桐子ヲ除ク）　　無稅

第六十一號及第六十二號中「一七、〇〇」ヲ「二四、二〇」ニ改ム

第六十三號中「一二、〇〇」ヲ「一六、四〇」ニ改ム

第六十四號中「四〇、〇〇」ヲ「四七、八〇」ニ「二五、〇〇」ヲ「三三、八〇」ニ、「二〇、〇〇」ヲ「二七、八〇」ニ改ム

第六十五號中「一〇〇、〇〇」ヲ「一〇八、〇〇」ヲ「三〇、〇〇」ヲ「三七、八〇」ニ改ム

第六十六號中「二〇、〇〇」ヲ「二七、八〇」ニ「一一〇、〇〇」ヲ「一二四、〇〇」ニ、「六〇、〇〇」ヲ「七三、九〇」ニ、「一圓」ヲ「一圓二十八錢」ニ改ム

第六十六號ノ次ニ左ノ如ク加フ

六六ノ二　鹽　　無稅

第六十九號第一項ヲ左ノ如ク改ム

一　綿羊皮及山羊皮		
甲　鞣シタルモノ	毎百斤	九、四〇
乙　其ノ他		無稅

第八十七號ヲ左ノ如ク改ム

八七　鼈甲　　無稅

第八十八號中「同」ヲ「從價」ニ改ム

第九十八號第一項中「毎百斤」ヲ削リ「一、七〇」ヲ「無稅」ニ改ム

第百八號第二項ヲ左ノ如ク改ム

二　牛脂　　無稅

同號ニ左ノ如ク加フ

三　其ノ他　　毎百斤　一〇、八〇

第百十五號中「柏油」、ヲ削リ同號ノ次ニ左ノ如ク加フ

一一五ノ二　柏油　　無稅

第百十六號中「同」ヲ「毎百斤」ニ改ム

第百二十三號中「毎百斤」ヲ削リ「二、〇〇」ヲ「無稅」ニ改ム

第百二十四號中「同」ヲ「毎百斤」ニ改ム

第百二十五號中「同」ヲ削リ「八二、〇〇」ヲ「無稅」ニ改ム

第百二十七號中「同」ヲ削リ「二割」ヲ「無稅」ニ改ム

第百二十八號中「毎百斤」ヲ削リ「六、六五」ヲ「無稅」ニ改ム

第百二十八號ノ二中「及ヤボランヂ葉」ヲ「、ヤボランヂ葉及パッチユリー葉」ニ改ム

第百二十九號中「毎百斤」ヲ削リ「二、八五」ヲ「無稅」ニ改ム

第百三十號中「同」ヲ削リ「二、六〇」ヲ「無稅」ニ改ム

第百三十二號ノ次ニ左ノ如ク加フ

一三二ノ二　杏仁及苦扁桃仁　　無稅

一三二ノ三　番木鼈　　無稅

第百三十三號中「同」ヲ削リ「一四、三〇」ヲ「無稅」ニ改ム

第百三十七號中「同」ヲ削リ「六、一〇」ヲ「無稅」ニ改ム

第百三十八號中「同」ヲ「毎百斤」ニ改ム

第百五十一號ノ次ニ左ノ如ク加フ

一五一ノ二　ブローム　　從價　三割五分

第百五十二號中「同」ヲ「毎百斤」ニ改ム

第百五十七號ヲ左ノ如ク改ム

一五七　サリチール酸及アセチールサリチール酸　　從價　三割五分

第百五十八號中「同」ヲ「毎百斤」ニ改ム

第百五十九號　削除

第百六十號中「毎百斤」ヲ「同」ニ改ム

第百七十二號ヲ左ノ如ク

一七二　サリチール酸曹達及サリチール酸曹達シオブロミン　　從價　三割五分

第百七十九號ヲ左ノ如ク改ム

一七九　ブローム水素酸、ブローム加里其ノ他別號ニ掲ケサルブロームム鹽類　　從價　三割五分

第百八十號中「同」ヲ「毎百斤」ニ改ム

第百九十七號及第百九十八號中「〇、七三」ヲ「一、〇〇」ニ改ム

第二百六號中「同」ヲ「從價」ニ、「一一、〇〇」ヲ「三割五分」ニ改ム

第二百七號中「同」ヲ「毎百斤」ニ改ム

第二百十五號ヲ左ノ如ク改ム

二一五	コールタール分溜生ヨリ誘導シタル化學的生成品（ベンザルデハイド、ナイトロベンゾール及ナイトロトリユーオル以外ノ香料、石炭酸、サリチール酸、ベークライト及醫藥ヲ除ク）	從價三割五分

第二百十六號中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム

第二百二十號中「〇、七三」ヲ「一、〇〇」ニ改ム

第二百三十七號　削除

第二百四十三號ヲ左ノ如ク改ム

二四三	コールタール染料	從價三割五分

第二百五十九號中「每百斤」ヲ削リ「〇、五五」ヲ「無税」ニ改ム

第四百十八號中「纖維狀ノモノ」ノ下ニ「(白金粉ヲ有スルモノヲ含ム)」ヲ加フ

第四百二十三號中「每百斤」ヲ削リ「〇、〇六」ヲ「無税」ニ、「同」ヲ「每百斤」ニ改ム

第四百三十五號第一項中「從價」ヲ削リ「五分」ヲ「無税」ニ改メ第二項甲中「同」ヲ削リ「一割」ヲ「無税」ニ同項乙中「同」ヲ「從價」ニ改ム

第四百五十八號中「鑛」ノ下ニ「(燒キタルモノヲ含ム)マツト、ボツトム及鑛滓」ヲ加フ

第四百五十九號ヲ左ノ如ク改ム

四五九	白金、イリヂウム、オスミウム、パラヂウム、ロヂウム、インヂウム及ルセニウム	無税

第四百六十四號第七項中「每百斤」ヲ削リ「一、三〇」ヲ「無税」ニ改ム

第四百六十五號第一項中「同」ヲ「每百斤」ニ改メ第六項中「同」ヲ削リ「〇、三〇」ヲ「無税」ニ改ム

第四百六十六號中「同」ヲ「每百斤」ニ、「五分」ヲ「無税」ニ改メ第四項中「從價」ヲ削ル

第四百七十一號第七項中「同」ヲ削リ「一、二五」ヲ「無税」ニ改ム

第五百九十六號中「三七、五〇」ヲ「五〇、〇〇」ニ、「二二、五〇」ヲ「三〇、〇〇」ニ、「一四、三〇」ヲ「一九、一〇」ニ「一二、八〇」ヲ「一七、一〇」ニ、「一一、三〇」ヲ「一五、一〇」ニ、「九、八〇」ヲ「一三、一〇」ニ、「六、八〇」ヲ「九、一〇」ニ、「六、〇〇」ヲ「八、〇〇」ニ、「三、八〇」ヲ「五、一〇」、「三、五〇」ヲ「四、七〇」ニ改ム第六百十二號第一項己中「同」ヲ削リ「一、八〇」ヲ「無税」ニ、壬中「及ハコヤナギ」ヲ「ハコヤナギ及胡桃」ニ改メ同號第二項丙ヲ左ノ如ク改ム

一　丙　燐寸軸木	一	無税

同號第二項ニ左ノ如ク加フ

一　丁　其ノ他	從價二割五分

第六百四十四號中「每百斤」ヲ削リ「〇、三〇」ヲ「無税」ニ改ム

第六百四十五號中「同」ヲ削リ「〇、〇六」ヲ「無税」ニ改ム

附　則

本法ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣山本達雄君登壇、拍手起る〕

○國務大臣(山本達雄君)　唯今議題に上りましたる案は大藏大臣より説明申す筈でございますが、他の委員會に參つて居ります故に、關係の最も強い私より申述べることに致します、歐洲戰亂の影響に依りまして、內外の產業及國際貿易の情勢が、大なる變化を致しました爲めに、現行關税定率は、現時の情勢に適合せない點が段々出來て參りましたのは、已むを得ない次第であります、故に適當の時機に於きましては、根本的に是等の整理改正を行はねばならぬことであります、何分にも現時の經濟狀態は、內外共未だ安定をして居らず、隨ひまして將來の變動等も、豫見し難い狀態でありますからして、此際は未だ一般に涉りて、關税定率の改正を行ふの時機ではありませぬが、戰時中に勃興しましたる重要工業中、染料、藥品等の如きは、現に外國品の競爭を被りまして、一般經濟界の安定を待つ遑なく、速に是が保護の必要を感じて居る次第であります、是等の意味に於きまして、輸入品中今申す如き藥品、染料等に對しましては、從價税三割五分の關税を課することゝ致しました、又今後一般外國品が如何なる價格を以て本邦に輸入せられるか、豫想することは困難でありますが、若し外國品が將來不當なる廉價を以て輸入販賣せられ、之が爲めに本邦の產業が危害を受けるやうなことがありましたならば、之に對する相當保護の途を今日より講じて置く必要があるのであります、此意味に於て、不當廉賣審査委員會の審査を經まして普通輸入税の外、其輸入品の正當價格と同額以下の關税を、附加徵收することゝ致したのであります、次には各種原料品の價格は、成るべく之を低廉ならしむることは、一般に本邦產業を奬勵する所以でありますから、敢て經濟界の安定を待つ必要もなく、今日より速に其輸入税を免ずるの必要が起つたのであります、故に各種の原料を無税にすることゝ致しました、次には又別に本議會に提案になつて居りまする酒税の改正に伴ひまして、其權衡上酒類の輸入税を改正するの必要があります、故に其適當なる程度に於て增税することゝ致しました、其他本法中此際改正を要すと認める二三の點に於て、改正を加へた次第であります、以上の趣意を以ちまして、關税定率法中の一部改正を爲すの案を提出した次第であります、何卒御審議の上、御協贊あらんことを願ひます。

○議長(大岡育造君)　日程第十、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第十　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○前田米藏君　委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられむことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なきを以て、特に十八名の指名委員に決します——日程第十一、大正八年勅令第三百四號を議題と致します、委員長政尾藤吉君。

第十一　大正八年勅令第三百四號（承諾を求むる件）（委員長報告）

〔法學博士政尾藤吉君登壇、拍手起る〕

○法學博士政尾藤吉君　諸君、私は玆に大正八年勅令第三百四號、承諾を求むるの件の特別委員會の經過及結果を御報告致します、此勅令は憲法第八條の第一項「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス」此條項に依て發せられたる勅令であります、其目的と致します所は、戰爭中に敵國に於て帝國又は帝國の法人、又は個人が受けたる損害がある、此損害の支拂に充る爲め、帝國の版圖內に在ります所の敵國、又は敵國の法人、又は個人に屬する財產、又は債權を擔保として押へて置いて、管理して置く、それが此勅令の目的であります、是は大正八年中に講和會議の經過に依りまして、斯樣な必要を生じた譯であつて、其場合に發せられた緊急勅令であります、然るに其講和條約の結果として、愈々斯の如き財產を、斯の如き目的の爲めに引當てることを得ることになりましたので、此勅令は將來に於ても、效力を保たせる必要が起つたのでありまして、玆に此所管大臣、即ち內務大臣から承諾を求めた次第であります、元々內務省所管の事柄でありますけれども、關係する所は陸軍省所管の事柄もあり、外務省所管の事柄もありますので委員會に於ては、內務大臣、外務大臣、陸軍大臣等の出席を求めまして、委員會を開きますこと四回に及び、質問應答を重ねました其結果と致しまして、右申しました所の目的を達する爲めには此勅令を發せられたと云ふことは、適當の處置であつたと同時に、尚ほ將來に向つて此勅令の效力を保たしむると云ふことを、全會一致を以て認めまして、可決致しましたのであります、何卒諸君に於かれましても、滿場一致可決あらんことを希望致します。

○前田米藏君　本案は委員長報告の通り、承諾を與へられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なしと認めます、仍て本案は承諾を與ふるに決しました。

○若尾幾造君　公債基金特別會計法案、外九件の委員會を開きたいと思ひます、許可を願ひます。

○議長(大岡育造君)　許可致します。

〔若尾幾造君「委員諸君はどうか委員室に御集りを願ひたうございます」と呼ふ〕

○議長(大岡育造君)　日程第十二、大正八年勅令第四百七十八號を議題と致します、委員長事故に付き理事河上哲太君。

第十二　大正八年勅令第四百七十八號（承諾を求むる件）（委員長報告）

〔河上哲太君登壇、拍手起る〕

○河上哲太君　氣賀博士に差支がありますから、私から委員會の經過を御報告申上げます、大正八年勅

令第四百七十八號は、物價騰貴の爲、國民の生活難が追々加はると云ふ所の狀態に鑑みまして、大豆、牛肉、鷄卵、綿絲、綿布の輸入稅を減免致しまして議會開會中でありませぬから、政府は緊急勅令を以て之を實行致したのでございますが、尙ほ將來に於ても其效力を存じたいと云ふことを以て、本會議に皆樣の御承諾を求めた次第でございます、吾々委員は前後四回の委員會を開きました、委員諸君からは中々御熱心なる質問があり、當局は又懇切なる答辯を致したのでございます、此委員會に於ける皆樣の御質問の模樣を見ますると全體の空氣は勿論承諾すべきものである、寧ろもう少し早く出して呉れたならば宜かつたではないか、もう少し早く實行したら宜かつたものではないかと云ふ御意見もありました御質問の多くは、將來之に關聯しまする物價調節に付きまして、本案以外即ち輸出の方面に關しても、一層嚴重の方法を執つて貰ひたいと云ふやうな御趣旨の御質問、及希望でありました、政府はそれに對しまして既に勅令を出しまして、國民の生活に必要なる政策を行つて居る次第でありますから、將來に於て必要を認めましたならば、此上更に尙ほ適當の方法を執るの、意思があると云ふことを述べました次第でございます、委員會は此政府の說明に滿足致しまして、全會一致を以て承諾を致しました次第でございます、本會議に於ても、どうか委員會の通り全會一致御承諾あらんことを望みます（拍手起る）

○前田米藏君　本案は委員長報告の通り、承諾を與へられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、仍て本案は承諾を與ふるに決しました、日程第十三、未成年者飮酒禁止法案第一讀會を開きます。

第十三　未成年者飮酒禁止法案（根本正君外四名提出）　第一讀會

未成年者飮酒禁止法案

（本案は本卷一五八三頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

〔根本正君登壇〕

○根本正君　未成年者飮酒禁止法案の提出の理由を申述べます、本案は明治三十四年以來、過ぐる二十箇年の間に本議會に現れましたことは、此度で十五回であります、故に如何に此法案が國家に對して、重要な案であるかと云ふことに就ては、別段說明をする必要も無い譯であります、飮酒が未成年者に對して、如何なる健康上に對し又教育上に對し其害の及ふ所の重大なるかと云ふことは、此說明書に記載してありますからして、それは玆に申述べませぬ、本案の最も關係の深い所は、國民教育に關係する所の理由であります、立憲政治に於きまして最も大切なる事は、一般國民の教育、又交通機關の完成と云ふことであります、此案は國民教育に重大なる關係がありまして、明治三十二年の三月本院に於きまして、授業料全廢に關する建議案と云ふものが提出されました、此國民教育に付て、明治三十二年までは租稅に依らずして、個人々々が勝手氣儘に教育をした譯であります、其當時授業料を全廢すると云ふ建議が出て、之が通過し、愈々明治三十二年に、小學校國庫補助法と云ふものが提出されました、之が通過致しまして、年々二百萬圓づゝ國家が補助することになりました、爾來此國民教育と云ふものは、最も重大なものであると云ふので、年々歲々建議が出まして、さうして大正六年に於きまして、政友會の黨議となつて二百萬圓が千萬圓と增加された譯であります、其時は獨り政友會のみならず、各政黨に於きましても、此案を贊成し一致されたのであります然るに此國民教育、即ち小學校の費用と云ふものが明治三十二年三年の頃には全國を通じて二千五百十萬圓位ゐでありました、然るに本年の如きは、御承知の通り來る四月以後になりまするど云ふと一億七千萬圓の巨額に上ると云ふことは諸君が御承知の事であります、即ち今日に於て小學校の經費ばかりが六千萬圓、今日は小學教員の俸給の七割と云ふものが增加されて居りまするが、此四月一日以後になりますれば十割位ゐに增加になる、即ち小學校の俸給のみにても、一億萬圓になるのであります、故に二十年の昔に於きましては、小學校の費用が全部で二千五百十萬圓でありましたが、今日は其八倍半以上一億七千萬圓と云ふものは、即ち諸君の負擔になると云ふことになる、即ち日本帝國人民の負擔する所となるのであります、故に斯の如く小學校教育と云ふものが、國庫から千萬圓、今日では其千萬圓では不足であるからして五千萬圓、或は其半額即ち六千萬圓にしたいと云うて、當議會に請願書を諸君が御紹介になりました數が、既に二百通以上になつて、其人數と云ふものは數萬人に上つて居ると云ふことは、請願文書表に於て諸君の御承知の通りであります、斯の如く小學校教育費と云ふものが、法律を以て此一億七千萬圓と云ふものを吾々國民が負擔する以上には、其學齡兒童に對しては、此地方稅なり國稅なりと云ふものを有效ならしむる所の、是は一の法律案であります、即ち此法律案は五十年前には歐羅巴に於てもありませぬ、又英吉利に於ては今を去る事丁度二十年前、即ち私が初めて之を出した――千九百一年には、英吉利では通過して今日は行はれて居る、亞米利加に於ては三十七年前に此法案が行はれて、其時に飮まない所の學齡兒童は今日は衆議院議員となり、或は國會議員、州會議員となつて、全國に飮酒禁止法か行はれると云ふ、國力發展の期に際した譯であります、我日本帝國に於きましても昔のやうに寺小屋學齡兒童を教育するに非ずして、法律の結果之を教育すると云ふことになりましたならば、此學齡兒童は二十年前に於きましては七百萬人でありましたが、本年の調べに依りまするど、學齡兒童は九百萬人以上であります、此九百萬人以上の學齡兒童と云ふものは後來我日本帝國を脊負つて立つて獨り此東洋の樞機を握るのみならず、世界列強に對して眞の國力の發展者は、此九百萬人の學齡兒童に在ると云ふことは、是は諸君の既に御希望になつて居る通りであります、故に此法案はです、單に小學校に在る所の即ち未成年者の健康、或は其他の事に拘らず、法律を以て此莫大なる地方稅國稅と云ふものを有利ならしむる所の案であります、若しも此法律が二十年前に通過して居りましたならば、今日の國力は如何に發展したかと云ふことは、私は證明することが出來るのであります、今日の此學生に於きましては、諸君も御承知の通り、先年上野の料理屋花壇に於て彼の學生がです、懇親會送別會に臨んで、即ち此法律がない故に酒を飮んで、さうして青山の高樹町、而かも海軍少將某の令息は、酒の爲めに青山の善光寺の井戶水を飮みに入つて致したと云ふこともある、さうして其死骸は七日目に漸く制帽が出た故に、其人も出たと云ふやうなことがありましたが、若しも其時分に此法律が成立して居つたならば、有力なる彼の子弟は生命を捨てると云ふやうなことは無い、其他或は早稻田の下宿屋に於きまして、二人の生徒が燒死したと云ふやうな例もある、是は何の爲であるかと云ふと、矢張り酒を飮んで熟睡をして、其家の家族は皆な逃げ拂つたけれども、其學生だけが殘つて死んだと云ふやうな例もある、其他色々此學生が不都合した例があります、諸君は今日地方より訪ねて來られる所の青年の中にもです、酒の爲めに、如何に諸君に色々の御願をするやうになつたと云ふことがあると私は信ずる、私なども現に此學生が酒の爲めに神田邊に參つて學校に居りまして、さうして飮み々々飮み盡して、自分の衣類又は書物を質屋に入れた、之を受出して、國へ歸さうと思つて下等切符までも渡した所が、其學生は汽車へ乘らず、又其受出した衣類を又々質に入れて飮んでしまつたと云ふ例がある、又九州地方から學生が神田邊へ參つて酒を飮んで、さうして家の兩親に電報を打つ時分に、「病氣明日入院」と云つて國から金を取つて飮んだ例もあるのであります、若しも此法律案が成立して居りましたならば、斯の如き不都合なる學生と云ふものは、取締上無くなるのである、併ながら衆議院に於ては、此法案は明治四十一年より過ぐる十三年間は、每年通過されて居つたのであります、但し其內大正四年に於て、此邊の諸君の御反對があつて否決せられましたけれども、其他は常に通過されたものであります、殊に諸君に終りに臨んで此法案に就て特に御贊成を願ひたい事はです、歐州大戰の結果、我帝國に於きましては世界列強の一となつて居る、誠に難有くも先月十三日に大詔煥發になりました、此大詔煥發を實行する者は誰が責任であるかと云ふならば、吾々も日本帝國七千萬の人民であります、殊に此青年たる者が、此責任を實行する所の最も良い最も力ある者である、先づ第一に此大詔煥發の御趣旨と云ふものはです、奮勵自彊と云ふことを仰せられて居る、吾々國民が奮勵自彊をするのには、即ち青年をして酒を飮まして置いて、どうして奮勵自彊と云ふことが出來ませうか（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）決してすることは出來ない、奮勵自彊と云ふものは、青年即ち未成年者をして禁酒せしむるのが、最も良い方法であらうと思ふ、又第二には此大詔の御趣旨を私が常に拜承して、常に實行せしめんとするのは重厚堅實と云ふのでありま

す、吾々國民をして重厚堅實、即ち華を去り實に就き浮薄なる人民でなく、實に此重厚堅實なる所の人民となるのは、即ち未成年者をして禁酒せしむると云ふのが、最も重大なる事と思ふのであります、又第三に何を以て仰せられてあるかと云ふと、國力培養であります、國力培養と云ふことは、即ち酒を飲んで、今日爲すべき事を明日に延ると云ふやうな青年をして、其習慣を成さしめたならば、決して國力培養をすることが出來ない、今日の此米價調節、今日の經濟界を益々盛んにするのには、即ち國力培養であります、之には何を以てするかと云ふならば即ち吾々の子弟未成年者をして禁酒を爲さしめ勉強をして國家を利すると云ふ事に努力せしめなければならぬ、又今一つ最も大切なる難有い御言葉は一心協力であります、是が即ち我が日本帝國が世界に向つて、列強の一となつた理由である、五箇條の御誓文に於きましても、上下心を一にすると云ふこと、教育勅語に於ても億兆其心を一にすると云ふことである、又戊申詔書に於ても、上下心を一にすると云ふことであります、此度の此大詔の御趣旨の最も重大なる事、最も吾々臣民として奉戴しなければならぬ事は、心を一にし力を戮せると云ふ事であります、それは決して六十、七十、八十、九十になつた老人か、急に心を戮せることは中々六ケしいのである、一遍心の違つた人を善い方に向けやうと思つた所が暇が取れる、けれども此未成年者に眞に酒を飲ませないで忠君愛國の道を實行せしむるのは誠に容易いそれには此未成年者飲酒禁止法案を實行せしむるならば必ず我が帝國をして、世界列強の首班たらしむる所の力を出すものは、此未成年者飲酒禁止法案であると私は信じます、希くば貴族院議員諸君も此大詔を能く御朗讀になつて、何卒御賛成あらんことを望みます（拍手起る）

○前田米藏君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めますに依て議長指名九名の委員に付託するに決しました、日程第十四、會計士法案を議題と致します、第一讀會を開きます――關直彦君。

第十四　會計士法案（關直彦君外一名提出）　第一讀會

會計士法案

會計士法

第一章　會計士ノ業務

第一條　會計士ハ當事者若ハ利害關係人ノ囑託ヲ受ケ又ハ官廳ノ命ニ依リ會計ニ關スル事項ノ監査、整理、管理、證明、鑑定及和解等ノ業務ヲ執行スルモノトス

第二章　會計士ノ資格

第二條　會計士タラムトスル者ハ左ニ揭クル資格ヲ具備スルコトヲ要ス

一　帝國臣民ニシテ三十歳以上ノ男子タルコト

二　會計士試驗ニ合格シタルコト

三　三箇年以上會計士ノ事務所ニ在リテ其ノ業務ヲ見習ヒタルコト

四　高等官、貴族院議員、衆議院議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ任命セラレタル委員ヲ以テ組織セル會計士詮衡委員會ノ詮衡ヲ經タルコト

第三條　會計士試驗及詮衡ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條　左ニ揭クル者ハ會計士タルコトヲ得ス

一　禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二　懲戒ノ處分ニ依リ免官、免職、除名又ハ業務ヲ禁止セラレタル者

三　破產又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタル者

四　禁治產又ハ準禁治產ノ宣告ヲ受ケタル者

第五條　會計士ハ報酬アル公務ヲ兼ヌルコトヲ得ス但シ貴族院議員、衆議院議員ト爲リ又ハ官廳ヨリ特ニ命セラレタル職務ヲ執行スルハ此ノ限ニ在ラス

會計士ハ他ノ業務ヲ營ミ又ハ會社ノ代表者若ハ會社其ノ他ノ使用人ト爲ルコトヲ得ス但シ農商務大臣ノ許可ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス

第三章　會計士名簿

第六條　會計士名簿ニ登錄セラレタル者ニ非サレハ會計士ノ稱號ヲ用ヰ又ハ其ノ業務ヲ執行スルコトヲ得ス

第七條　會計士名簿並登錄ニ關スル規定ハ農商務大臣之ヲ定ム

第四章　會計士ノ權利義務

第八條　會計士ハ正當ノ事由アルニ非サレハ當事者若ハ利害關係人ノ囑託又ハ官廳ノ命ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條　會計士ハ利害ノ關係ヲ有スル事業ニ關シ其ノ業務ヲ執行スルコトヲ得ス

第十條　會計士其ノ業務ノ執行ニ關シ故意又ハ過失ニ因リ囑託人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ之ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第十一條　會計士ノ業務ノ執行ニ關シテハ刑法中公務員ニ關スル規定ヲ準用ス

第十二條　會計士ハ囑託人ヨリ報酬及旅費ヲ受ク

第五章　會計士協會

第十三條　會計士協會ヲ設立セムトスルトキハ其ノ規約ヲ定メ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ其ノ規約ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十四條　會計士協會ヲ解散シタルトキハ之ヲ農商務大臣ニ屆出ツヘシ

第六章　懲戒

第十五條　會計士業務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行爲アリタルトキハ懲戒ニ付ス

第十六條　懲戒ハ左ノ四種トス

一　譴責

二　千圓以下ノ過料

三　三年以下ノ業務停止

四　除名

第十七條　懲戒ハ會計士詮衡委員會之ヲ行フ但シ會計士協會ニ屬スル者ニ付テハ其ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

左ニ揭クル者ニシテ本法施行ノ日ヨリ六箇月以內ニ會計士名簿ニ登錄ヲ請フトキハ第二條第二號及第三號ノ規定ニ拘ラス會計士タルコトヲ得

一　本法公布ノ日ヨリ一箇年以前ニ事務所ヲ設ケ第一條ノ業務ヲ執行シタル者

二　五箇年以上引續キ會計ニ關スル事務ヲ主宰シタル者ニシテ商業會議所又ハ銀行業ヲ營ム者ヲ以テ組織スル團體ヨリ推薦セラレタル者

〔關直彥君登壇、拍手起る〕

○關直彥君　本案は既に四回本會に提出されまして此前通過を致しましたる法案であります、其理由は敢て茲に御細述するの殆ど必要は無いと存じます、併ながら殊に當今の經濟界の情勢を見まするど會社の弊害益々甚しく致しまして、[illegible]會計[illegible]を致しませぬと云ふと、折角會社されました所の會社も、或は紊亂を來す恐が無いと申されませぬのであります、又寄附金に成りました所の[illegible]の財團法人、若くは社團法人、色々弊害致しまして、是等の團體と云ふものは會社とは違ひまして、株主の利害關係を持たないものである、一たび好い事業であるから寄附を致しました以上は、其成行を當局者のみに任せて問はない結果と致しまして、往々に會計の紊亂を來すことがあります、遂に其資本を燒散霧消致しまして、折角の目的を達することが出來ないと云ふ状態に在ることは、諸君の御承知の通りの事であると思ひますから、本案の通過は今日の經濟状態に對しまして、最も必要なるものと信ずるのであります、故に希くは愼重審議の上、再び本議會に於て通過せしめられんことを切望致します次第でございます（拍手起る）

○前田米藏君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なきに依り、議長指名九名の委員に付託するに決しました、日程第十五、勢和鐵道建設に關する建議案を議題と致します――八木逸郎君。

第十五　勢和鐵道建設に關する建議案（八木逸郎君外一名提出）

勢和鐵道建設に關する建議案

勢和鐵道建設に關する建議

一奈良縣下櫻井驛より三重縣下松坂驛に至る鐵道

右は奈良縣下櫻井驛三重縣下松坂驛間を連絡すへき鐵道にして之か完成の曉は大阪市より現在敷設せられたる關西線參宮線に比し約三十哩を短縮し大阪以西並其の沿道の參宮旅客の至便言ふを待たす加ふるに鳥羽要港と大阪師團の連絡に於て軍事上の必要は論なく沿道は小都會連續し農產、林產鑛產の豐富亦擧て數ふへからさるものあり政府は速に右鐵道敷設の計畫を立て民人交通の便益と地方無限の富源とを開發し交通の完全と國家經濟の發達とを圖られむことを望む

右建議す

〔八木逸郎君登壇、拍手起る〕

○八木逸郎君　簡單に建議案提出の理由を申述べま

べます、本建議案即ち勢和鐵道は、奈良縣の官設の櫻井驛から片瀨榛原を通りまして、伊勢の松坂に通ずる鐵道を稱して、勢和鐵道と申すのでありますが、此勢和鐵道の速に建設せられんことを望むと云ふのが、此案の趣意であります、若し此案が完成致しましたならば、大阪若くは京都以西から參宮を致しまするのに、現在敷設して參宮線と稱へて居るものの鐵道を通りまするよりは、二十七哩乃至三十哩近くなるのであります、而已ならず此沿線は小都會が點綴致して居りまして、農產なり、林產なり、鑛產なりに隨分富んで居るのでありますか、鐵道敷設なきが爲めに、其地方の發達が遲々として居るのであります、而已ならず此鐵道が敷設致しますれば、鳥羽の要港と大阪師團の連絡上、軍事上に必要あると云ふことも聞及んで居るのであります、更に現在御承知の通り、年一年此伊勢の大廟に參宮する所の旅客が殖えまして、殆ど其旅客が群集致しまして、複線の必要を鐵道院でも認められて居るやうな現況であります、若し此線路が完成致しましたならば、京都大阪以西の參宮の旅客は、皆な此線を通ることになりまして、其結果複線を要せずして、而して沿道の開發を伴ふと云ふことになるのであります、政府も亦此線の必要を認めて居られることは、明治二十七年に私設會社で之を出願致しまして許可されて居ります、經營者宜しきを得ずして解散になりましたが、其後數回私設を願出でまして、其沿線に依りまして、或は不許可となり、或は許可となつて居りますが、兎に角も此線を連絡することの必要は、特に政府が認めて居られる次第でありますが、故に速に御詮議になつて、此線の敷設を賛成せられんことを望むと云ふのが本案の趣意であります、どうか御賛成あらんことを希望致します。

○前田米藏君　本案は議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なきに依り、本案は議長指名、九名の委員に付託するに決しました――日程第十六、橿原神宮崇祀向上に關する建議案を議題と致します、提出者片山太郎君。

第十六　橿原神宮崇祀向上に關する建議案（片山太郎君提出）

橿原神宮崇祀向上に關する建議案

橿原神宮崇祀向上に關する建議

奈良縣下官幣大社橿原神宮は紀元元年建國の宮址に皇祖　神武天皇を鎭祭せられたる我か國家の祭祀中格別の神社たるも創建の年月久しからず宮域の規模甚た狹少にして維持經營も未た完からす今や國運隆々として榮へ國勢駸々として進みつつある時に當り本神宮をして猶現狀に委するは國政上一大缺點と謂はさるを得す仍て本神宮をして伊勢神宮に亞き益國民崇敬の中心として宮域の尊嚴と神德の發揚とを期すへき規模の擴張と相俟て維持經營の完備を企圖せさるへからす此の目的を達せむか爲には

一　職制を改正すること

一　內務省直轄たらしむること

一　橿原神宮費を國庫支辨とすること

以上は本神宮の現狀と國民思想の傾向とに鑑み最大緊要事なりと認む政府は宜しく速に之を實行し以て本神宮の崇祀向上遺憾なきを期すへし

右建議す

〔片山太郎君登壇、拍手起る〕

○片山太郎君　皆さん、私は本案提出者と致しまして、其理由を申上げます、皆さん、橿原神宮は御承知の通り、世界無比の國體を有する、我が建國の大業を肇め給ひました皇祖　神武天皇を御祀してある最も尊き宮柄と存します、抑々此神宮は吾々國民の上願に依りまして、去る明治二十二年、即ち憲法發布の當年橿原の宮址に初めて神殿を建設せられまして、社號を橿原神宮と御定めになり、紀元節を以て例祭日と定められた次第であります、されば創立の由緒に鑑みまして、吾々國民たる者は、其設備の維持經營に全力を注ぎ、大に御神德の發揚に努めますることは、當然の責務であると共に、吾々國民の榮譽と存ずる次第であります、斯の如く皇祖　神武天皇の偉大なる御鴻德と其遺蹟とを、萬代無窮に顯揚すべく創建せられましたる以上は、天祖を祀れる伊勢大廟に次ぎ、國民敬神思想の中樞となるべき格別の宮なるにも拘りませず、其當時の時情の許さなんだものがありましたか、境內も甚だ手狹うございまし、附屬の建物も備つて居りませなんだ、頗る尊嚴を缺のく感じがあつたことは、寔に恐懼に堪へない次第であります、所が大正元年に至りまして、時の宮司が之を非常に憤慨し、初めて規模擴張建物修築の事業を計畫し一方全國に寄附金募集に著手を致しました、所が畏くも　陛下の上聞に達しまして、大正二年九月に思召を以て事業費中へ金二萬圓御下賜に相成りました次第であります、又大正四年以後六箇年度に於きまして、國庫より金十八萬四千六百圓を補助せらるゝこととなり、追々工事も進捗し、附屬建物の修築、境內地の買收修理を行つて居りますし、又現在宮司も其後を繼ぎまして熱心奔走を致し、寄附募集も頗る好況に向ひつゝありますから、此所二三年の中には、設備だけは豫定の通り出來上らうと存じます、唯今申上げました如く、神宮の設備は御下賜金、國庫補助金、及國民の寄附金を以て、假りに其完成を見ることが出來ると致しましても、今後の維持經營に就きまして、尙ほ安心の出來ない事があります、神宮の設備の完成すると同時に、維持經營が遺憾なく行はれると云ふことは、神社の尊嚴と境內の神聖とを保つ上に於きまして、最も必要なる條件で此二條件が具備して始めて神社崇敬の實が擧るのであると確信致します、今我國運隆々として榮えつゝある時に際しまして國家として尙ほ其維持經營を同神宮の獨立自營に委せ置くと云ふことは、國民思想の上にも大なる影響を來すは勿論、又國家の體面上、一日も放任すへからざる重大問題であります、故に私は橿原神宮の今後の維持經營に就きましては、第一職制を改正することであります、現在神宮の職員は、奏任待遇の宮司一人判人待遇の禰宜一人、主典三人、都合五人にて奉仕して居りますので斯る少數の職員が、此宮域規模擴張せられたる神宮に對しまして、遺憾なく奉仕の任務を完うすることが、出來るでありませうか私は到底出來ないことゝ信ずるのであります、且つ此神宮には、衞士の職制が無いのであります、先年甚た畏い事でありますが先帝崩御の而も同月同日の夜、同神宮に盜賊が忍入りまして一大不敬事件が出來ました當時議會の問題となつたことは、皆さんの今尙ほ御記憶に存して居らるゝことゝ存します、畢竟是等の失態は、職員の責任とは申しながら、亦一面職員の不足、則ち第一には衞士の制度が無かつた結果と存じます、故に政府當局者は、速に橿原神宮の尊嚴と神域の神聖とを保持するに足るべき程度に於て、伊勢大廟の官制に準ぜられ、相當の職制を改正せられんことを希望する次第であります、第二に內務省の直轄たらしむること、橿原神宮は目下御建設中の明治神宮と共に、伊勢大廟に亞ぎまする尊い宮でありまして、將來國民敬神思想の上に多大の關係がありますから、伊勢大廟と同樣內務省の直轄に屬せしむることは、最も緊要なる事と存じます、故に政府は速に此制度を改め、內務大臣をして自ら之を監督せしめ、新年新嘗の二大祭には、內務省より奉幣使を參向せしめ、祭祀の規範を示されん事を切望致します、第三に橿原神宮の宮費を國庫より支辨すること、是まで同神宮には、國庫供進金の名前の下に、年額僅に二千餘圓供進せられつゝあるのみであります、同神宮は皇祖神武天皇を奉祀し、最も尊嚴なる宮柄でありますから、境內の神聖は何所までも保持することは極めて大切なる事であります、故に本神宮の維持經營上必要なる經費は少なくとも、年々五萬圓を國庫より支出し、大正九年度より實施せられむことを希望するのであります、以上申述べました維持經營の三條件は、國家施政上に於きまして、最も緊要に屬する事項であります、固より戰後經營多端の折でありますが、吾々國民の民意に依り創建せられ、殊に皇祖神武天皇の御神靈に對し奉りましては、國民全體が氏子として崇敬せねばならぬことゝ存じます、故に國庫より神宮の經費を支出すると云ふことは當然の義務で、軈て之か國家の宗祀たる所以であります、願くば滿場一致本案の可決あらんことを望みます（拍手起る）

○前田米藏君　本案は東武君外一名提出、官幣大社吉野神宮境域擴張に關する建議案の委員に、併せて付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ動議の如く決しました、日程第十七、民間航空事業奬勵保護に關する建議案を議題と致します――高見之通君

第十七　民間航空事業奬勵保護に關する建議案（高見之通君外三名提出）

民間航空事業奬勵保護に關する建議案

民間航空事業奬勵保護に關する建議

政府は速に民間航空事業奬勵保護の方法を定め之に相當する施設經營を爲すへし

右建議す

〔高見之通君登壇、拍手起る〕

○高見之通君　諸君、唯今議題になりましたる吾等

提出に係る民間航空事業の保護獎勵に關する建議案の説明を致します、此戰爭の以前にはそれ程注意を拂はなかつた所のものが、戰爭と共に毅然偉大なる効力を發しまして、非常に大切なる武器となつたものが少からずあります、其中に此航空機の如きは、最大の効果を擧げたものであります、一旦戰爭が終了致しますると共に、幾多の武器も亦必要を認められずして其影を拵な失つてしまつた、戰後引續いて戰爭中に發達したる武器であつて、一般民間の事業にも、多大の効果を發して居るものが航空機であると思ひます、そこで將來の戰爭に供する爲めのみならず、今日實際の交通運搬の便に多大の効果を奏して居りまするからして、此航空に關する所の研究は各國非常に進歩して居るのみならず、其進歩程度と致しましても、日進月歩どころではない、寸々刻々に進歩して居る今日の狀態でございます、此飛行機に關しましては、屢々陸軍省より報告が出て居りまして、能く諸員は御承知になつて居ること丶存じまするが、其一端を申上げて見ましたならば、戰爭以前に一時間に三十哩の速度を以て走つたものが、休戰當時には六十里となり、現在は六十七里まで進んで居る、又戰爭當時には四時間を以て最極度として居つたものが、休戰當時には七時間となり、今日は八時間、又殊に進んで今十四時間程の極度まで進む研究が、出來上つたと云ふ事であります、又戰爭以前には漸く一噸半積んだものが、休戰當時には十四噸を積み、今日は十六噸を積んで居る、斯の如く暫くの間に非常の進歩を遂げつゝあるのであります、而して各國が是等の航空機に對して、非常なる研究をしつゝあると同時に民間の航空事業と云ふものに非常なる補助獎勵の方法を講じまして、極力此航空機の發達を圖つて居るのであります、大體各國が執らんとして居る補助方法の例を申上げますると云ふと、飛行機の機體の損失に比例して補助を與へるものもあり、又裝備品等に對して補助を與へるものもあります、其他運輸に對するもの、軍事的の價値に對するものと云ふやうに、大體四つの方法を以て補助の基準として居るやうであります、現に實施して居りまするものは佛蘭西でありまするが、是等は此飛行機に對する補助が一つ、それに此飛行機の搭乘者に對する所の補助が一つ、輸送に對するものが一つ、軍事的の價値に對するものが一つ、大體此四つの條件を土臺として、佛蘭西は獎勵金を下付して居ります、此下附して居る率には、非常に六けしい數字上の研究がありますけれども、其等は此所で申上げる必要にはありませぬ、それで特に此飛行の條件―保護獎勵を與へる條件と云ふものに就きましては、佛國政府の如きは非常に注意を拂つて居るのでありまして、先つ團體若くは個人であつて、航空業務の計畫を提出したものは總て佛國人であつて、使用する機械も亦總て佛國製なるを要すとなつて居る、又操縱者並に機關工を指揮する者も亦佛國人たるを要す、其他大切なるものは飛行機には堪航證明――可能性を帶びて居る堪航證明を以て完全なる飛行機の飛行狀態を維持する事が出來ると云ふ、證明を下付して居るのであります、其他操縱者には操縱免狀又は堪航の操縱免狀と云ふものを有する者でなければならぬと云ふ事にしてあります又運賃に關する所の政府の承認を經る、色々の規定もあるのであります此堪航證明書と云ふものが、非常に佛國邊では大切であるのみならず、此證明書を與へる資格それ自身が、非常に影響のあるものでありまして、現に一昨年私が此議場に於て、自動車の取締に關する質問を出しましたときにも、資格證明が一番大切であると云ふことを熱心に申述べましたが、之に對しては各國に於て非常に注意を拂つて居るのであります、今回締結せられました所の講和會議の條約の中には、航空に關する規定が數箇條載つて居るのである數箇條載つて居る中に、特に第十一編と致しまして、此航空に關する精密なる取極をして居るのでありますが、其中にでです、第三百十七條と云ふ條文の中に特に有効と認むる國籍證明書、堪航證明書と云ふものが必要である、列國が認めて堪航證明書の必要があると云ふ事が、講和條約の明文の一つになつて居るのであります、之に基きまして、昨年三月十九日から六月十三日までの間に之に關する航空條約會議と云ふものを開きまして、是が可決されまして目下批准の手續中でございます、我日本に於きましても將來此民間航空事業の保護獎勵を爲すに就きましては、是等の資格に關する十分なる研究をしなくてはならないと思ひますから、特に茲に一言を申した次第であります、斯樣にして今まで飛行機と申しますならば、戰爭以前は殆ど慰み半分のものであつたものが、戰爭と共に驚くべき効力を發し、戰後必要なる利器となつて、而も國際的に此問題に規定せらるべき形となり、且又其等の必要を感ずると云ふ、最も大切なる一の道具になつて來たのであります、そこで外國の民間航空事業の狀態はどうかと申しますると、今日國際的の計畫に屬して居るものは倫敦「サロニカ」の間、及び英吉利亞米利加の間、第三には西班牙と同じく亞米利加の間、第四には英國と亞米利加の間、第五には英吉利と「スカンヂナビヤ」半島瑞典、諾威其の他遠く伊太利、印度、亞弗利加等に至る間、第六には印度と英吉利帝國各植民地との間(「簡單に願ひます」と呼ぶ者あり)それから佛國の領地に屬する「サハラ」各地方にも、是れ等の計畫が現にあるのであります、外國が特に此の離れたる國と國との計畫を進めて居ると云ふことは、植民地の統一を圖ると云ふことに、非常に必要であるからであります、今日佛蘭西の「サハラ」地方などに行つて見ましても、汽車の便も無ければ船の便も無い、而して佛蘭西としては之れを統一すべき非常な必要がある、現に日本に於いても、臺灣總督が東京まで出て來る時に於いては十日も掛る、然るに若し飛行機でもあつたならば、唯だ一日で來ることが出來ると云ふ工合に自然に本土と植民地との關係の無い國はいざ知らず植民地を有つて居る國は、民間航空飛行事業には非常の注意を拂つて居るのであります、其の一端の例を申上げる爲めに以上の例を引いたのであります、而して現に行はれて居るものは、此の英吉利と佛蘭西の間は會社となつて、現に色々な貨物の運搬、其の他郵便の運搬をやつて居るのであります、昨年の九月から十一月まで約八十六回の間、失敗したのが漸く三回しか無い、其失敗も途中で止めたのが原因でありまして、始ど八十六回全部成功し居る、又佛蘭西の巴里と白耳義の「ブラッセル」間は、今日十五人乘の御客を乘せて、さうして一週間數回づつ三百六十法の賃金で以つて往復して居る、何時の時でも殆ど滿員と云ふ狀態であるさうであります、それから蘇士と獨逸の間に於て、現に貨物の飛行のみならず、客を乘せてやつて居る、國と國との關係に於て以上のやうな例があるのである、其外此國內に於てやつて居るものは、米國の如きは盛んに此郵便物を現に米國の國內に於て、澤山の地點との間に聯絡をして非常に成績を擧げ、又利益も擧げて居る、其等の地點を申述べますることは管々しいから止しますが、さう云ふ狀態であります、英吉利はどうかと申しますると、倫敦を立つて各方面に郵便物を現に飛行機で運搬して居る、其中殆と九十八「パーセント」まで、英吉利內の飛行郵便と云ふものは現に成績を擧げて居る、殊に新聞其他の運搬などに於きましては、英國內の郵便飛行は、非常に國民から歡迎されて居ると云ふ話であります、伊太利などに於きましても、現に旅客及貨物を聯絡して、「ミラン」、羅馬其他各地點の間の聯絡が出來て居ります、獨逸は二十五人乘の飛行船で以て、伯林から「フリドリッヒ」、「ハーフエン」と云ふ所までやつて居りますが、是は約四時間程掛るが、旅客のみならず、貨物手荷物等も入れて運搬をして居ると云ふ今日の狀態であると云ふことであります、英吉利の名士の「ボーナーロー」氏の如きは、巴里の會議に出席する時に、何時も飛行機でやつて來る、一坪程の建築があつて、其所には椅子もあれば紅茶の備もしてある、非常に安樂なる設備で以て、英吉利から巴里までやつて來ると云ふ狀態であつて、數千メートルの上へ乘つて、靜に英國の將來の政策も考へてやつて來ると云ふ、如何にも日本國民などから見て羨ましいやうな所が、英國及び佛蘭西の間の飛行機の今日の狀態であると云ふことを聞きまして、一層是は日本國民は、奮起しなくちやならないと私は考へるのであります、そこで現に此日本の本年の豫算などを見ますと、文部省に於きましては、大學其他の講座に於て研究所を開き又越中島にも新たに飛行機に關する所の新施設增加の金額は總計合せて七十萬圓許りであります、海軍にも相當の增設をし陸軍にも增設して居りまするが、陸軍には特に今回航空局と云ふものを設けまして、民間の航空事業の保護獎勵に關する方法も考へて居る、金額二十五萬圓、其中の五萬圓は何に使ふかと申しますと云ふと飛行機の機械の發明と云ふやうなものに賞與金として出す、跡の二十萬圓の中の十二萬六千圓許りの金は民間の飛行家を養成する方の爲めに金を使ふと云ふ今年は是れだけの程度に進んで居るけれども、吾々は此海を越へて遠く各國の飛行機に關する保護獎勵の狀態、又現場を見まするると、此程度に於ては滿足が出來ない、而も亦外國が現に旅客其他の貨物を運搬して居ると云ふ此飛行機の操縱者は、僅か一箇年で以て及第することが出來ると云ふのでありまするか

ら、今日少しく政府の方でも注意をして吳れましたならば、是等の仕事は直ちに出來るだらうと思ひます、現に蘇士邊りで御客を乘せて、さうして非常な山國を色々見物して、「アルプス」山脈を見物させるやうな今日の有樣でありますから、東京などは如何に氣流が困難であると申しましても、一般の飛行機に關する學者の意見などを聞いて見ますると、必ずしも難事ではない、民間航空の仕事は、日本內地に於て達成する見込が十分であると云ふことを聞いて居るのであります、是に於て先づ第一期に、東京大阪間に於て民間航空株式會社等を組織せしめて、之に相當の保護奬勵の途を與へましたならば、今日の電信にせよ、電話にせよ、郵便にせよ、非常に遲い、電信とか電話と云ふものがありまするけれども今日の實際の用には殆ど立たないと謂つて可なりであります、若し東京を立つて大阪迄行くのに、二時間と二十五分位で飛行機が飛んで行くと云ふ事が出來ましたならば、株式會社、新聞、其他一般激烈なる用務を持つて居る人の如きは、非常なる利害を得るのであらうと思ふのであります、外國邊りは普通は郵便切手は三錢、若くは五錢でありませうけれども、飛行郵便のみに限つては、五十錢若くは一圓も取つて居ると云ふことであります、日本に於ても若し是が出來ることでありましたならば、相當なる郵便の賃を決定しても宜からう、さう致しまするると、必ずや會社を起すと致しましても、相當の利益があるだらうと私は思ふのであります、又進んで東京大阪間が實際に於て成功致しましたならば、遠く下關から京城にまで及び、又進んでは第三の發展として奉天哈爾賓に達し、第四には哈爾賓より浦鹽斯德、東京と云ふ風にして極東間を一週して、斯の如くして日本の兵事上の關係通信交通上の關係、其他行政上の關係、有ゆる關係に於て今日此所で相談を決めた事が、明日の朝明後日、奉天の方へなり、哈爾賓其他浦鹽斯德の方に、電信電話と云ふものでなくして、人間其物が行つて協議が出來、話が出來ると致しましたならば、單り世界の文明の爲めに非常な利益であるのみならず、帝國將來の諸般の上に於て、多大の利益があると私は考へるのであります、それ故にどうか政府は此際大奮發を以て、此等に對しての諸般の方法を講ぜられ、細かい事は總て吾々は政府に任せて宜しいのでありますが、大體此意味に於きまして、一つの計畫を立てられまして、速に世界の大勢に順應すべき適宜の處置計畫を進められんことを私は非常に希望するものであります、此意味に於て、諸君はどうか建議案に御贊成あらんことを偏に希望するのであります。

○前田米藏君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ議長指名、九名の委員に付託することに決します――日程第十八、福井縣三國港築港に關する建議案を議題と致します――熊谷五右衞門君。

第十八　福井縣三國港築港に關する建議案

（熊谷五右衞門君外四名提出）

福井縣三國港築港に關する建議案

福井縣三國港築港に關する建議

福井縣三國港は縣下三大河川の湊合せる九頭龍川及竹田川の河口に位し通舟の區域甚た廣く之か交通の便否は全縣下產業の發展に影響する所大なるのみならす本港の築港事業は陸に鐵道を有する今日海陸連絡上實に緊切の事業なりとす依て政府は速に調査を遂け少くとも二千噸級以上の船舶出入に支障なき程度に於て築港を爲し以て一は國家有事の際に備へ一は地力海陸產業の發展に資し日本海沿岸海陸交通の良商港たるに至らしめむことを望む

右建議す

〔熊谷五右衞門君登壇〕

○熊谷五右衞門君　唯今議題に上つて居ります福井縣三國港築港に關する建議案は、先年來數度當議場に於て既に御通過になつて居るのであります、茲に理由を一言申上げたいと思ふのでありますが、此三國港、福井縣の七郡の水流を合せましたる九頭龍川の河口に在るのでありまして、鐵道開通以前に在つては、此一國の物資は總て三國港に集散致したのであります、今日は陸に在つては金津驛よりして三國港に達する、海陸聯絡の鐵道は敷いてあるのでありますけれども、海の方の設備が出來てないのであります、又前年九頭龍川の改修が出來ました際に於て此港內の設備を爲さなんだ爲めに、今日は出水の場合に於ては、却て三國町の人家を浸水すると云ふやうな變態を來して參つたのであります、又竹田川と云ふ川に逆流を致しまして、蘆原と云ふ溫泉場の人家を浸水すると云ふの慘害を時々招くのであります、先年富山縣の庄川と云ふのが改修されたのでありますが庄川の河口には伏木と云ふ港があります、伏木港と福井縣の三國港とは能く似て居るのでありますが此伏木港は庄川改修費の殘餘金を以て築港が出來たのであります、然るに是と同樣である所の福井縣の三國港に對しては九頭龍川改修費の殘餘金を以て港內の設備を爲さずして、上流の日野川の改修費に之を移したのであります、斯う云ふ不公平なことになつて居るのでありますからして、是非此三國の築港をせられんことを切望するのであります、此三國の築港が出來ましたる上に於ては、啻に三國港の繁榮に關するばかりでなく、唯今申しました如く、上流へ逆流するやうなことがあります故に、福井縣の坂井郡、吉田郡、足羽郡福井市の一市三郡の收益になる次第でありますから、滿場の諸君の御贊成を願ひたい次第であります。

○前田米藏君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　別に異議なきを以て議長指名の九名の委員に付託することに決しました――是で日程を議了致しました、本日は是にて散會。

午後三時二十八分散會

○大正九年二月十日（火曜日）

午後一時十三分開議

議事日程　第九號

第一　會計法改正法律案（政府提出）　第一讀會
第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第三　大正八年法律第九號中改正法律案（政府提出）　第一讀會
第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第五　大學特別會計法案（政府提出）　第一讀會
第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第七　大正八年法律第十二號中改正法律案（政府提出）　第一讀會
第八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧
第九　所得稅法改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）
第十　所得稅法の施行に關する法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）
第十一　酒造稅法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）
第十二　酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）
第十三　麥酒稅法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）
第十四　明治四十一年法律第二十四號中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）
第十五　國債償還資金の繰入を爲さざることに關する法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）
第十六　衆議院議員選擧法中改正法律案（武富時敏君外六名提出）　第一讀會
第十七　衆議院議員選擧法中改正法律案（古島一雄君外四名提出）　第一讀會
第十八　衆議院議員選擧法中改正法律案（坂本金彌君提出）　第一讀會
第十九　府縣制中改正法律案（大口喜六君外二名提出）　第一讀會
第二十　郡制中改正法律案（大口喜六君外二名提出）　第一讀會
第二十一　市制中改正法律案（大口喜六君外二名提出）　第一讀會
第二十二　町村制中改正法律案（大口喜六君外二名提出）　第一讀會
第二十三　北海道會法中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會
第二十四　府縣制中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會
第二十五　郡制中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會
第二十六　市制中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會
第二十七　町村制中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會

○議長（大岡育造君）　大阪府郡部選出議員井坂光暉君死去の報に接しました、洵に哀悼の至に堪へませぬ、例に依て遺族に弔詞を贈りました――諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一議員の異動左の如し

大阪府郡部選出議員井坂光亜君昨九日死去せり

一昨九日議員より提出せられたる議案左の如し

大正九年度總豫算案に對する修正案

提出者　鈴木梅四郎君　柏原文太郎君

葉煙草罹災補償に關する建議案

提出者　奧田榮之進君　根本正君

志々目藤彦君

一昨九日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

西伯利出兵に關する質問主意書

提出者　尾崎行雄君

一去五日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員松本誠之君提出寛城子事件交涉經過に關する質問に對する答辯書

大正九年二月五日

內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員松本誠之君提出寛城子事件交涉經過に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員松本誠之君提出寛城子事件交涉經過に關する質問に對する答辯書

客年七月寛城子に於て日支兵衝突事件勃發するや帝國政府は最公平に事實の眞相を査明し圓滿妥當なる解決の方法を講せむことを期したるか事件に付ては支那政府に於ても當初より其責同國軍隊側に在ることを認め事件突發當時已に大總統令を以て吉林軍隊に對する平素の監督不行屆なりしこと等を指摘して自發的に當該責任者の處分を行ふへき旨を布達せり其後事實審査の結果を酌量し之か解決方法に就き在支帝國公使及在奉天帝國總領事をして夫々支那政府及東三省巡閱使との間に折衝を遂けしめたる處支那當局に於ては大體我方要求條件を承諾し右の結果

（一）外交總長代理は在支帝國公使に對し本件に關し深甚なる遺憾の意を表すると同時に帝國政府か本案解決の爲提出せる要求を承諾し夫々當該官吏をして急速處理せしむへき旨を申出たり

（二）支那軍隊に對する査辦方法に就ては左の通解決し近く夫々當該支那官憲に於て實行すへきこととなり居れり

（い）直接指揮したる將校及加擔したる下士卒並凌辱を行ひたるものは調査の上夫々嚴重處分すへく又當時保護不十分なりし巡警に對しては其直屬長官を申飭し並將來を警戒すること

（ろ）本件責任者に對し東三省巡閱使は吉林督軍と會同し大總統令に遵ひ査辦したる結果を在奉天日本總領事に通知すること

（は）東三省巡閱使は東三省各軍隊に通令し最も適切なる方法を以て嚴重取締を爲し將來日本官民及軍隊に對し再ひ暴行を加ふることを得さらしむること

（三）東三省巡閱使は客年十二月二十九日附公文を以て在奉天日本總領事に對し這般日支兵の衝突は巡閱使の遺憾に堪へさる所なるに付ては日本軍隊死亡者の遺族に對し代て哀悼の意を傳達せられ度旨申越せり

（四）長春在留邦人の被害に對しては在長春帝國領事より吉林省官憲に交涉の結果夫々賠償慰藉金並陳謝を實行せしめたり

右及答辯候也

大正九年二月五日

外務大臣子爵內田康哉

一昨九日內閣總理大臣より左の通發令ありたる旨の通牒を受領せり

農商務省所管事務政府委員被仰付　農商務技師　野間譽雄

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一昨九日議長に於て選定したる委員左の如し

大正五年法律第四號中改正法律案

赤間嘉之吉君　根本正君
池田龜治君　柳原九兵衞君
柵瀨軍之佐君　野村嘉六君
內藤傳祿君　川口木七郎君
關原彌里君

函館控訴院の移轉に關する法律案外一件

原田十衞君　萩亮君
佐々木武生君　東武君
前田卯之助君　本田恒之君
井戸文四郎君　砂田重政君
佐々木平次郎君

朝鮮に於ける國勢調査に關する法律案

根本正君　小田切磐太郎君
西村種禮君　齋藤紀一君
桑原羊次郎君　山道襄一君
三隅哲雄君　木下謙次郎君
津田毅一君

關稅定率法中改正法律案

田中隆三君　武藤金吉君
田邊熊一君　山口恒太郎君
氣賀勘重君　隅田豊吉君
奧田龜造君　正木照藏君
鈴木久次郎君　綾部惣兵衞君
鵜澤宇八君　加藤定吉君
櫻井兵五郎君　有森新吉君
板野友造君　松永安左衞門君
尾崎敬義君　上田彌兵衞君

未成年者飲酒禁止法案

伊東重君　根本正君
林爲良君　高見之通君
田中善立君　小池仁郎君
戸井嘉作君　牧野鐵九郎君
森本是一郎君

會計士法案

一宮房治郎君　大石五郎君
岩崎一高君　小田切磐太郎君
鈴置倉次郎君　村松龜一郎君
尾越辰雄君　津末良介君
小川寅六君

勢和鐵道建設に關する建議案

八木逸郎君　天春文衞君
井上敬之助君　西田鋭吉君
小林嘉平治君　井島茂作君
川崎克君　堀川美哉君
越山太刀三郎君

民間航空事業奬勵保護に關する建議案

粕谷義三君　高見之通君
秋山金也君　成田榮信君
櫻井兵五郎君　川村惇君
柏原文太郎君　山根正次君
石川玄三君

福井縣三國港築港に關する建議案

熊谷五右衞門君　柳原九兵衞君
野村治三郎君　小川郷太郎君
磯貝浩君　今村七平君
淺野陽平君　野口孝治君
松井文太郎君

一昨九日公有林野官行造林法案委員戸崎權之助君辭任に付其の補闕として石射文五郎君を議長に於て選定せり

○議長（大岡育造君）　是より會議を開きます、諸般の事項があります、第六部選出決算委員尾見濱五郎君右常任委員辭任の申出があります、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ之を許可致します、第六部の諸君は、速に補闕選擧の上御屆あらんことを望みます、日程第一會計法改正法律案第一讀會を開きます。

第一　會計法改正法律案（政府提出）　第一讀會

會計法改正法律案

會計法

第一章　總則

第一條　政府ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

一會計年度所屬ノ歳入歳出ノ出納ニ關スル事務ハ翌年度七月三十一日迄ニ悉皆完結スヘシ

第二條　租稅其ノ他一切ノ收納ヲ歳入トシ一切ノ經費ヲ歳出トシ歳入歳出ハ之ヲ總豫算ニ編入スヘシ

第三條　毎會計年度ニ於ケル經費ノ定額ハ其ノ年度ノ歳入ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第四條　各官廳ニ於テハ法律勅令ヲ以テ規定シタルモノヲ除クノ外特別ノ資金ヲ有スルコトヲ得ス

第五條　政府ハ日本銀行ヲシテ國庫金出納ノ事務ヲ取扱ハシム

前項ノ規定ニ依リ日本銀行ニ於テ受入レタル國庫金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ預金トス

第六條　政府ハ國庫金出納上必要アルトキハ大藏省證券ヲ發行シ又ハ日本銀行ヨリ借入ヲ爲スコトヲ得

大藏省證券及借入金ハ當該年度ノ歳入ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

大藏省證券及借入金ノ最高額ハ毎年度帝國議會ノ協贊ヲ經テ之ヲ定ム

第二章　豫算

第七條　歳入歳出ノ總豫算ハ前年ノ帝國議會集會ノ始ニ於テ之ヲ提出スヘシ

必要避クヘカラサル經費及法律又ハ契約ニ基キ經費ニ不足ヲ生シタル場合ヲ除クノ外追加豫算ヲ提出スルコトヲ得ス

第八條　歳入歳出ノ總豫算ハ經常臨時ノ二部ニ大別シ各部中ニ於テ之ヲ款項ニ區分スヘシ

總豫算ニハ帝國議會參考ノ爲ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

一　歳入豫算明細書

二　各省ノ豫定經費要求書但シ各項中各目ノ明細ヲ記入スヘシ

第九條　豫算中ニ設クヘキ豫備費ハ左ノ二項ニ分ツ

第一豫備金

第二豫備金

第一豫備金ハ避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フモノトス

第二豫備金ハ豫算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルモノトス

第十條　豫備金ヲ以テ支辨シタルモノハ其ノ第一豫備金支出ニ係ルモノハ年度經過後其ノ第二豫備金支出ニ係ルモノハ次ノ常會ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要ス

第十一條　政府ハ豫算ニ定ムルモノ及特ニ帝國議會ノ協贊ヲ經タルモノヲ除クノ外災害事變其ノ他避クヘカラサル事由アル場合ニ於テハ翌年度ニ亘ル契約ヲ締結スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ翌年度ニ亘ル契約ヲ爲スコトヲ得ヘキ金額ハ毎年度帝國議會ノ協贊ヲ經テ之ヲ定ム

第三章　收入

第十二條　租税其ノ他ノ歳入ハ法令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徴收又ハ收納スヘシ

法令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ノ資格アル者ニ非サレハ租税其ノ他ノ歳入ヲ徴收又ハ收納スルコトヲ得ス但シ各廳事務員ヲシテ收納ヲ分掌セシムル場合又ハ日本銀行ヲシテ收納ヲ取扱ハシムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四章　支出

第十三條　各年度ニ於テ決定シタル經費ノ定額ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ經費ニ充ツルコトヲ得ス

第十四條　國務大臣ハ其ノ所管ニ屬スル收入ヲ國庫ニ納ムヘシ直ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

國務大臣ハ豫算ニ定メタル目的ノ外ニ定額ヲ使用シ又ハ各項ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ス

第十五條　國務大臣其ノ所管定額ヲ支出セムトスルトキハ現金ノ交付ニ代ヘ日本銀行ヲ支拂人トスル小切手ヲ振出スヘシ但シ他ノ官吏ニ委任シテ小切手ヲ振出サシムルコトヲ得

第十六條　國務大臣ハ債主ノ爲ニスルニ非サレハ小切手ヲ振出スコトヲ得ス但シ以下四條ノ規定ニ依リ主任ノ官吏又ハ日本銀行ニ對シ資金ヲ交付スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第十七條　國務大臣ハ勅令ヲ以テ定ムル經費ニ限リ主任ノ官吏ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ之カ資金ヲ當該官吏ニ交付スルコトヲ得

第十八條　國務大臣ハ日本銀行ニ命シ國債ノ元利拂ヲ爲サシムル爲之カ資金ヲ日本銀行ニ交付スルコトヲ得

第十九條　國務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ現金支拂ヲ爲サシムル爲當該官吏ヲシテ其ノ保管ニ係ル歳入金歳出金又ハ歳入歳出外現金ヲ繰替使用セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ歳出金ニ繰替使用シタル現金ヲ補塡スル爲國務大臣ハ之カ資金ヲ當該官吏ニ交付スルコトヲ得

第二十條　國務大臣隔地者ニ支拂ヲ爲サムトスルトキハ必要ナル資金ヲ日本銀行ニ交付シ之カ支拂ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ハ隔地ノ出納官吏ニ資金ヲ交付セムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條　國務大臣ハ勅令ヲ以テ定メタル場合ニ限リ前金拂又ハ概算拂ヲ爲スコトヲ得但シ軍艦兵器彈藥若ハ外國ヨリ直接購入スル機械圖書ノ代價及官公署ニ對シ支拂フヘキ經費ヲ除クノ外物件ノ製造若ハ買入又ハ工事ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條　國務大臣ハ特殊ノ經理ヲ必要トスル場合ニ限リ勅令ノ定ムル所ニ依リ各廳事務費ノ全部又ハ一部ヲ主務官吏ニ對シ渡切ヲ以テ支給スルコトヲ得

第五章　決算

第二十三條　會計檢査院ノ檢査ヲ經テ政府ヨリ帝國議會ニ提出スル歳入歳出ノ總決算ハ翌年開會ノ常會ニ於テ帝國議會ニ之ヲ提出スヘシ

第二十四條　總決算ハ總豫算ト同一ノ樣式ヲ用ヰ左ノ事項ノ計算ヲ明記スヘシ

歳入ノ部

歳入豫算額

調定濟歳入額

收入濟歳入額

不納缺損額

收入未濟歳入額

歳出ノ部

歳出豫算額

豫算決定後增加歳出額

支出濟歳出額

翌年度繰越額

不用額

第二十五條　總決算ニハ會計檢査院ノ檢査報告ト俱ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

一　歳入決算明細書

二　各省決算報告書

三　國債計算書

第六章　歳計剩餘定額繰越過年度支出豫算外收入及定額入

第二十六條　各年度ニ於テ歳計ニ剩餘アルトキハ其ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第二十七條　豫算ニ於テ特ニ明許シタルモノ及一年度內ニ終ルヘキ工事製造又ハ物品ノ買入若ハ運搬ニシテ避クヘカラサル事故ノ爲ニ竣功又ハ納入若ハ運搬ヲ遲延シ年度內ニ其ノ經費ノ支出ヲ終ラサリシモノハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第二十八條　數年ヲ期シテ竣功スヘキ工事製造其ノ他ノ事業ニシテ繼續費トシテ總額ヲ定メタルモノハ毎年度ノ支出殘額ヲ竣功年度迄遞次繰越シ使用スルコトヲ得

第二十九條　過年度ニ屬スル經費ハ現年度定額ヨリ支出スヘシ但シ豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキモノヲ除クノ外其ノ經費所屬年度ノ毎項定額中不用ト爲リタル金額ヲ超過スルコトヲ得ス

第三十條　出納ノ完結シタル年度ニ屬スル收入其ノ他豫算外ノ收入ハ總テ現年度ノ歳入ニ組入ルヘシ但シ支出濟歳出ノ返納金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各之ヲ支拂ヒタル經費ノ定額ニ戾入ル、コトヲ得

第七章　賣買貸借及請負

第三十一條　政府ニ於テ賣買貸借又ハ請負ノ契約ヲ爲サムトスルトキハ勅令ヲ以テ定メタル場合ヲ除クノ外總テ公告シテ競爭ニ付スヘシ

國務大臣前項ノ方法ニ依リ契約ヲ爲スヲ不利ト認ムル場合ニ於テハ指名競爭ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得但シ不動產賣拂ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第八章　時効

第三十二條　金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニシテ時効ニ關シ他ノ法律ニ規定ナキトキハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ

第三十三條　金錢ノ給付ヲ目的トスル政府ノ權利ニ付消滅時効ノ中斷停止其ノ他ノ事項ニ關シ適用スヘキ他ノ法律ノ規定ナキトキハ民法ノ規定ヲ準用ス政府ニ對スル權利ニシテ金錢ノ給付ヲ目的トスルモノニ付亦同シ

第三十四條　法令ノ規定ニ依リ政府ノ爲ス納入ノ告知ハ民法第百五十三條ノ規定ニ拘ラス時効中斷ノ効力ヲ有ス

第九章　出納官吏

第三十五條　出納官吏ハ法令ノ定ムル所ニ依リ現金又ハ物品ヲ出納保管スヘシ

出納官吏ハ其ノ出納保管ニ係ル現金又ハ物品ニ付一切ノ責任ヲ負ヒ會計檢査院ノ檢査判決ヲ受クヘシ

第三十六條　出納官吏其ノ保管ニ係ル現金又ハ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ善良ナル管理者ノ注意ヲ怠ラサリシコトヲ會計檢査院ニ證明シ責任解除ノ判決ヲ受クルニ非サレハ其ノ亡失毀損ニ付辨償ノ責ヲ免レルコトヲ得ス

第三十七條　國務大臣ハ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各廳ノ事務員ヲシテ現

金又ハ物品ノ出納保管ヲ分掌セシムルコトヲ得

出納官吏ニ關スル規定ハ前項ノ事務員ニ付之ヲ準用ス

第三十八條　第十五條ニ定メタル小切手振出ノ職務ハ現金出納ノ職務ト相兼ヌルコトヲ得ス

第十章　雜則

第三十九條　特別ノ須要ニ因リ本法ニ準據シ難キモノアルトキハ特別會計ヲ設置スルコトヲ得

特別會計ヲ設置スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第四十條　政府ハ其ノ所有又ハ保管ニ係ル有價證券ノ取扱ヲ日本銀行ニ命スルコトヲ得

第四十一條　日本銀行ハ其ノ取扱ヒタル國庫金ノ出納、國債ノ發行ニ依ル收入金ノ收支、第十八條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル資金ノ收支及前條ノ規定ニ依リ取扱ヒタル有價證券ノ受拂ニ關シ會計檢査院ノ檢査ヲ受クヘシ

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治二十七年法律第十六號、明治三十三年法律第五十號及明治四十四年法律第二十四號ハ之ヲ廢止ス

本法施行前ニ爲シタル第二豫備金ノ支出並本法施行ノ日ノ屬スル年度ノ前年度及前々年度ノ決算ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本法施行前ニ期滿免除ト爲ラサル權利ニ付テハ本法其ノ他ノ法律中時效ニ關スル規定ヲ適用ス但シ其ノ期間ノ起算點ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

本法施行前ニ進行ヲ始メタル期滿免除ノ期間カ本法其ノ他ノ法律ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ從前ノ規定ニ依ル但シ其ノ殘期カ本法施行ノ日ヨリ起算シ本法其ノ他ノ法律ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ其ノ日ヨリ起算シテ本法其ノ他ノ法律ヲ適用ス

前各項ノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇、拍手起る〕

○國務大臣(男爵高橋是清君)　會計法改正案の説明を致します、現行會計法は其制定が舊く、時勢の進運に伴ひまして、之に改正を加へねばならぬ點が多々ございます、議會に於きましても屢々問題となりました、仍て曩に西園寺内閣の時に當りまして、之が改正を企てられましたが、遂に改正案を議會に提出するの運びに至りませぬでございました、其後之が改正の必要は益々加はりまして、政府に於きましても、種々調査審議を致しました結果、此度成案を得ましたので、茲に諸君の御審議に待つことゝなつたのでございます、而して本改正案の主要なる事項を申上げますると、第一金庫制度を廢しまして、預金制度を採用したることでございます、國庫金の出納に關しまして金庫制度を廢止し、國庫預金制度を採用すべしとするの説は、既に十數年以來唱へられた所でございました、政府に於きましても、夙に之が實施の利害、及實行の方法等に就きまして攻究致しましたが、今や政府財政と一般金融との關係に鑑み、預金制度を採用致しまするを適當と認めまして、此制度上の改革を實行致したいと存ずるのであります、今其概要を申しますれば、國庫金出納の事務を日本銀行をして取扱はしめ、日本銀行が受入れました國庫金は、之を政府の預金と爲すことを規定致しまして、茲に國庫預金制度の大本を定めました、而して其結果と致しまして、政府の支拂に付ては、從來の支拂命令を廢しまして、政府の支拂には商法の規定に依り小切手を振出しまして、現金の交付に代ゆることに致したのでございます、又遠く隔つて居る者に對する政府支拂の義務、政府の所有又は保管の有價證券の取扱事務も、日本銀行をして之に當らしむることゝ致しましたのでございます、第二の點は第二豫備金支出を次の帝國議會に提出して、承諾を求むることに致したことであります、現行法第八條に依りますれば、豫備金の支出は、其の第一豫備金でありましても、第二豫備金でありましても、總て年度經過後の帝國議會に提出することになつて居りまするが、此提出の時期に就ては、從來年度經過後を待たず、成るべく早く議會に提出するを可なりと致しまするの議が屢々ございました、而して第一豫備金に在りましては、單に豫算の不足を補充するに止まりまするのみならず、其の計算書の調書に就きましても、一年度内の計算を明かにするの必要がありますので、從來の通り、年度經過後の帝國議會に提出致しまするのを適當と認めます、併しながら第二豫備金支出に就きましては、全然豫算外に生じました必要なる費用に充つるものでありまするが故に、一年度經過後を待たず、最近の常會に提出して其承諾を求むることに改正致しましたる次第でございます、第三點は決算提出時期の繰上であります、決算提出の時期に關しましては、現行會計法上には何等の規定も無いのであります、唯た事實上翌々年開會の帝國議會に提出する慣例となつて居りまするが、其の時期晩きに失すると云ふやうな非難は、從來屢々聞くところでございます、仍て本改正案に於きましては、出納事務完結の期限を短縮しまして、決算書の調成を迅速に致して、翌年開會の議會の常會に之れを提出することゝ致しまして、決算審議の効果をして、一層有効ならしめんことを期する次第でございます、而して右改正の結果と致しまして、從來總豫算の參考書として、帝國議會に添付提出致しました歳入歳出現計書は、自然之を要せざることゝ相成りますので、之れを廢止することゝ致しました、第四點は契約に關する競爭入札主義の原則を緩和して、以つて一般の實情に適合せしめんとするのであります、現行法第二十四條の工事、及物件の賣買貸借に就きまして、一般の競爭入札に依りまする原則は、改正案に於いても亦同樣でございまするが、從來競爭入札に關する規定を墨守するの結果、却て國庫の損失を招くやうな弊害に陷る事は之を防止する必要を認めますので、改正案に於きましては、各省大臣に於て競爭に付するを不利と認めましたる場合に於ては、其宜しきに從ひまして、指名競爭入札、又は隨意契約に依り得るの途を開いて、實際の實情に適合せしめんことを期するのであります、唯だ不動産の賣拂に就きましては、其特別の性質に鑑みまして、特別の必要ある場合に於きましては、勅令の制定を待つて、隨意契約に依らしむることと致したのであります、第五點は時効に關する從來の主義を變更し、及規定の不備を補ふことゝしました、現行法の規定は金錢の給付を目的と致しまする權利に就ては、公法私法の孰れに屬しましても、總て年度經過後五年にして消滅せしめますのを原則として居るのであります、併しながら私法上の行爲に就ては、成るべく私法上の原則に依るを至當と存じまするのみならず、一切の場合を通じまして、時効期間を五年と定めまするとは、各種の事情に應じまして、時効期間の差別を設けました趣旨を沒却致す結果を生ずるのでございます、故に改正案に於きましては、私法上の權利義務に就きましては、民[illegible]の規定に依ることゝ致しまして而して民法商法其他の法律に規定のございませぬ權利に就きましては、[illegible]ることを得る時から、五年にて消滅することゝ致しましたのでございます、又時効の中斷停止等に就きましては、從來何等の規定もございませぬでしたが、茲に別段の規定なき限り、民法に準據するの規定を設けまして、其不備を補ふことゝ致しました、第六點は日本銀行の國庫出納國債事務、及政府有價證券の取扱に關し、會計檢査院の檢査に關する事でございます、改正案に於きましては日本銀行の取扱に係る國庫金の出納、國債發行に由る收入金の收支、國債元利拂及隔地者の支拂の爲めに日本銀行に交付したる資金の收支、並に政府有價證券の受拂に關しましては、會計檢査院の檢査を受くるものと致しましたのでございます、而して預金制度採用の結果と致しまして國庫金出納其他に關しまして生じまする日本銀行の賠償責任は、出納官吏の場合と異りまして、民事上の責任に屬するものでございますから、會計檢査院は日本銀行に對しては檢査は致しまするが、判決は之を爲さざることゝ致しまして、出納官吏と之を區別することゝしたのでございます、右は何れも議會其他に於きまして問題となりました所でございまして、政府に於きましても十分研究を遂げました上、是等の改正を行ふことを適當と考へた次第でございます、即ち從來の經驗に鑑みまして、現行法上不便不穩當と認めまするものは之を改め、又不備と認めました廉は之を補ひました點もございます、其詳細の點に就きましては委員會に於て之を説明する事と致します、右の次第でございますから、諸君に於かれましても、何卒愼重御審議の上速に御協賛あらんことを希望致します(拍手起る)

○議長(大岡育造君)　日程第二、右議案の審査を付託すべき委員選擧を議題と致します。

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　委員の選擧は唯今の動議の通り決しました――日程第三、大正八年法律第九號中

改正法律案の第一讀會を開きます――高橋大藏大臣

第三 大正八年法律第九號中改正法律案（政府提出） 第一讀會

大正八年法律第九號中改正法律案

（本案は本卷一五八二頁貴族院議事中に掲載せるを以て再揭の煩を避く）

〔國務大臣男爵高橋是淸君登壇、拍手起る〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君） 本案は造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費に關する件でございまして造幣局の貨幣鑄造能力を擴張するの必要がございますが爲めに嚢に第四十一議會に於きまして、大正八年度より三箇年の繼續費として、經費額百十一萬餘圓の御協贊を得て居りましたが、近來銀塊相場の情勢に鑑みましたのと、銀貨の鑄造は之を見合せて、之が補充として新たに十錢の白銅貨を鑄造し、五錢白銅貨、一錢靑銅貨は、一層鑄增する計畫を立つるの必要を認めます、而して右の計畫は、現に大正九年度の造幣局特別會計豫算に計上致して居る次第でございます、以上の計畫を實行致しまする爲めには既定計畫に依る擴張設備の外に、尙ほ一層此際急激に鑄造能力を增加する設備を致しまする必要がありますが爲めに、五十八萬餘圓の經費を要しまするのと、又既定計畫に屬する擴張費に於きましても、物價騰貴の爲め不足を生じまする爲め、二十五萬餘圓を追加する必要がございまする爲め、合計八十三萬餘圓を更に既定繼續費に增加することに致しまして、本年度豫算に計上致しました、右增加を要しまする經費財源として、造幣局資金より之に相當する額を一般會計に繰入れる必要がありますに依り、玆に本改正案を提出した次第でございます、御審議の上御協贊あらんことを希望致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 日程第四を議題と致します。

第四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勲君 委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます

〔「贊成」「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 動議の如く決しました、日程第五及第七は、便宜上一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ一括議題と致します、日程第五大學特別會計法案、第七大正八年法律第十二號中改正法律案――中橋文部大臣。

第五 大學特別會計法案（政府提出） 第一讀會

大學特別會計法案

（本案は本卷一五七一頁貴族院議事中に掲載せるを以て再揭の煩を避く）

大正八年法律第十二號中改正法律案（政府提出） 第一讀會

大正八年法律第十二號中改正法律案

（本案は本卷一五七三頁貴族院議事中に掲載せるを以て再揭の煩を避く）

〔國務大臣中橋德五郎君登壇、拍手起る〕

○國務大臣（中橋德五郎君） 此大學特別會計法案は極く簡單な案でありまして、從來は綜合大學だけでありましたので、單科大學はありませぬでございます、所が此度の大正九年度の豫算に、東京高等商業學校を昇格致しまして、單科大學と致します、又今度も斯う云ふやうな大學が出來ますから、其點より致しまして、此特別會計の改正を必要としたのであります、其外にも亦物價騰貴等の關係の爲めに、大學の特別會計に繰入れる金額が相當增して來ました此二つの點よりしまして、法案の改正を致す積りで提出致しました、極めて簡單の案でありますから、どうぞ御審議の上御協贊を願ひたうございます、今一つ大正八年法律案は、是は尙ほ簡單な案でありまして、今回九年度の豫算に於て、東京帝國大學に藥學科の擴張を致し、又精神病院の新設を致しますので、之亦相當の金額を特別會計に繰込まなければなりませぬからして、之が爲めに法案の改正を要する次第であります、是はより以上簡單な案でありますから、どうぞ御審議の上御協贊を願ひます。

○議長（大岡育造君） 日程第六第八を議題に供します。

第六、第八 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勲君 日程第五及第七を一括して、委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 九名の議長指名の委員に付託するに決しました、日程第九より第十五までは、同一委員に付託せられたる議案なるに依り、一括議案と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ一括議題と致します、委員長武藤金吉君。

第九 所得稅法改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第十 所得稅法の施行に關する法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第十一 酒造稅法中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第十二 酒精及酒精含有飮料稅法中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第十三 麥酒稅法中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第十四 明治四十一年法律第二十四號中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

第十五 國債償還資金の繰入を爲さざることに關する法律案（政府提出） 第一讀會の續（委員長報告）

〔武藤金吉君登壇〕

○武藤金吉君 諸君、私は所得稅改正法律案外六件の特別委員會の經過、及其成績を御報告致します、特別委員會を開きたること八回、特別委員は一人の缺席者なく、精勵以て任に當り、政府よりは國務大臣及政府委員の出席を求め、各種の材料を參考に徵しまして、最も愼重に、最も綿密に質問應答を試みまして、詳細の審議を盡しました結果即ち唯今より御報告致すべき決定の成案を得たのであります、政府の提案の主旨は、國防充實を期する爲め相當の財源を必要として、所得稅、酒造稅、其他に於て改正し、增稅計畫を立てられたることは、既に本會議に於て說明せられたる通りでありますが、是より各案に就て、特別委員會に於ける審査の經過と結果を、順次御紹介申上げたいと思ひます先づ所得稅法改正案に就て申上げます、改正法案は、國民の最も負擔力ある者を選み、時勢の實際に適應せんと企て社會政策を先づ國民負擔の均衡の上に現出せられたるものであります、而して帝國に於ける所の稅制改革の第一步であります、今や世界大戰の結果、我國に於ても戰前と異りまして、經濟界に於きましては大變革を來して居ります、戰前に於ては純所得百萬圓以上ある者は僅々でありました、極めて僅々でありましたが、今日に於きましては、既に三十五人を數ふることになりました而して貧富の懸隔は益々甚しからんとする時に際しまして此稅法を政府に於て提出せられまして、さうして負擔の均衡を圖り、さうして社會政策を實行せんとする所の政府の苦心の程、歷々として各條項に窺はれました、所得稅法改正法案の骨子は、個人の所得は總て之を綜合して課稅すると云ふ事、稅法施行地外に亘る所得課稅に關する事、銀行定期預金利子に關する事、山林所得に關する事、勤勞所得控除に關する事、特別控除金額に關する事、課稅最低減に關する事、調査委員會及審査委員に關する事、其外は取締であります、是等が此稅法の組立になつて居ります、個人の所得は總て之を綜合致しまして課稅する現行法に於ては個人の所得には累進率を課するも、法人の所得には法人の種類に依て、個人の所得に對するよりも、從來は低い累進率を課してありましたさうして其配當を受けたる個人には何等課稅を爲さゞるも、今回の改正法律案に於ては、法人の利益中配當金、賞與金に就て總て受けたる個人に對しては所得を綜合して課稅することに相成つて居ります、又法人の配當金は、總て之を受けたる個人に對し綜合課稅を爲すも、其配當せずして會社に留保する金額、主として是は積立金であります、之に對しましては、法人の種類を問はず一定の率を課することになりました、則ち社內留保額が拂込濟資本金額と同一に達するまで、百分の七、五になつて居ります、社內留保額が拂込濟資本金額を超過するときは其超過部分に對しまして百分の十五となつて居ります又社內留保額が拂込濟資本金額を超過すると雖も其留保額が其期間利益金の二十分の一以下の金額に就きましては、唯今申上げました百分の七、五と同じであります法人が社內留保金を減少したるときは之を配當せると將た缺損の補塡に充當せるとを問はず、將來留保を爲す場合に於て留保金額の總額が其減少前の金額に達するまでは、新たなる留保金に對して課稅せざる事に相成つて居ります、無記名株式に就きましては配當金支拂の際、會社をして其株主

の住所氏名を調査せしめ其配當金は記名式株式のものと同樣に、之を個人に綜合して課税する事になつて居ります、法人が解散したる場合に於て其淸算に依り株主又は社員に分配せらるべき殘餘財産の價格が、解散當時に於ける純資産金額を超過するときは之を淸算所得と致しまして法人に課税し、其税率を百分の七、五とする事になつて居ります、又個人が會社より受けたる配當金は、前年四月より其年の三月までの實績に對して課税し、其年に於て實現取得したる金額が之より多き場合は勿論、少なき場合と雖も變更しないと云ふ事に相成つて居ります、現行法に於ては、法人をして其決算期每に財産目錄、貸借對照表、損益計算書、及所得明細書を提出せしむるも、今後は綜合課税を爲すの必要上、配當金賞與金の支拂を爲したるときは、其受領者の住所氏名、及各人別に其金額を記載したる調書を提出せしむる事、此調書を提出したる會社に對しまして、相當の手數料を交付することに相成ります、又會社の配當金及賞與金に就て、之を受けたる個人に對し累進税率を課して、其保留金に就て會社に對しまして百分の七、五又は十五の定率税を課する外に、尙ほ會社に對しまして、其決算期每に唯今是より申上げまする方法に就きまして、左記利廻り以上の取得に對しまして、超過所得税を課することになつて居ります順序の爲めに「イ、ロ」と區別を付けて御報告申上げますが、「イ」の部に於て事業年度內各月末平均純資産金額に對し、其の期純益金額が年八分を超えたるものは、其の八分を超過したる部分に對してのみ、定時に左記の累進税率を、各年八分を超えたるものは一割以下の金額百分の一、同じく一割、同じく二割百分の三、同じく二割、同じく三割、百分の六同じく三割を超えたる金額百分の十、次の「ロ」の項に移ります、第三種所得中、法人の配當金は前年の實績に依りまして課税するものなるが故に、改正法施行初年に於ては前年の配當金は既に法人に於て課税せられたるものでありますから、重複課税を避くる爲めに、之れを受けたる個人に對しましては綜合課税を爲さざることに致してあります、隨て爰に歲入の缺陷を生ずることゝなるから（一方法人は年來財界の好況に依り相場利益を取得し居るを以つて此缺陷を補塡する爲めに、大正九年度に限りましては、右超過所得税の十五割を增徴することに相成つて居ります、次は税法施行地外に亙る所得税に關する事であります、現行法に於きましては法人の所得に對して百分の七・五の定率、又は個人より低き超過累進率を以て課税し居りますけれども、今回は之を改めて、原則として法人に對する源泉課税を廢しました、法人の配當金賞與金、之に關しては之を受けたる個人に對して、綜合課税を爲さしむるものなるが故に、外國居住の內國人は勿論、外國人に對しましても、税法施行地內法人より受けたる配當金對賦賞與金に對しましては、現行法と同じく、百分の七・五の定率を以て課税し、支拂地の內外を問はず其法人をして支拂の際之を徴收せしむることに相成つて居ります、又法人の利益を個人に配當したる場合、之を受けたる個人に對し課税すべきも、內地に支店を有する外國法人の所得に對しましては、其支店のみの收支を計算致しまして、其利益に對しましては、定率百分の七・五を以て課税することに規定してあります、又朝鮮、臺灣、樺太、關東州に於て税制を布く場合に於きましては、本法に依る課税と重複又は脫漏を生ずべき處があります事項に就きましては、更に單行法を設けて調節を圖ると云ふことであります、改正法は植民地には此通りは施行は致しませぬが、此税法の施行の上に、重複若くは脫漏を生じて均衡を失せざるやうに單行法を設けて、植民地には之を行ふと云ふことであります、植民地だから全然免れると云ふ解釋ではありませぬ、次は銀行の定期預金利子に關する事であります、現行法に於ては、預金の利子は第三種、即ち其利子を受けたるとき、個人の所得と致しまして課税すべき規定でありますが、所得者は動もすれば其申告を怠り、銀行業者等は又各人預金の內容を開示することを好みませぬ事情があるに依りまして、第二種所得中に銀行の定期預金利子を加へて、社債利子と同樣に百分の三の定率を以て課税し、利子支拂の際支拂者を致しまして、之を徴收せしむることに規定されてあります、次は山林所得に關する事であります、現行法に於きましては、山林所得の計算に就きまして、山林伐採の所得云々と規定してありますが、立木の儘賣却したるものに對しましては、假令如何に多額の所得あるも課税すべきものに非ずとし、數次行政裁判等を起したことでありますが、是は法文の不備に基くの結果であります、此度は之を改正するの要あると共に、山林立木の所得は、其性質上數十年目に一回、所得が生れるものでありますから、特殊なものと致しまして、之を他の所得に合算致しまして超過累進率を適用するときは、餘り苛酷に失しまする場合がありまするに依り、此度は此方法を改めまして、税法第四條の三の三號に「山林伐採ノ所得」とあるを「山林所得」と改め、立木の儘賣却せると伐採賣却せるとを問はず苟も前年に於て所得あれば之に對して課税することに相成つて居ります、又其次に納税資格の有無及特別控除に付ては山林所得と普通所得を合算致しまして之を決定し、税率の適用は普通の所得と分離を致しまして、各々別々に之を適用することに相成つて居ります、次は勤勞所得に關する事であります、現行法に於きましては、俸給給料、手當、歲費等の所謂勤勞所得に付きましては其收入豫算年額より十分の一を控除したるものに對して、課税をしつゝありましたが、改正法案に於きましては、其控除額を增加しますと同時に、年金、恩給金、隱退料、及賞與金も亦一の勤勞所得に外ならざるを以て、其收入金額より次の事項の如く控除を爲したる金額に對して、課税すると云ふことに相成つて居ります、それの第三種の所得總額六千圓迄は、十分の二を天引すると云ふことであります、六千圓以上一萬二千圓までは十分の一であります、さうして一萬二千圓以上の所得者に對しましては全然控除をせないと云ふ事に相成つて居ります、又特別控除金額に關する事、是は扶養義務ある幼者、老者又は不具癈疾者にして、納税者の扶養を受けたる者の多少は、納税者の負擔力に著しき影響がありますから、其總所得三千圓以下の所得者に對しましては其申請に依り特別控除額を定めた規定があります、扶養を受ける者其年の四月一日現在の同居の戶主又は家族中、年齡十八歲未滿若くは六十歲以上の者、又は不具癈疾者であります、又控除すべき金額は所得金額千圓、是は勤勞所得であります、千圓以下なるときは、扶養者一人に付百圓、二千圓以下なるときには（一人に付て七十圓、三千圓以下なるときは一人に付五十圓であります、次は課税最低限に關する事であります、是は免税點であります、現行法に規定せる第三種所得課税最低限は、大正七年税法改正の際に四百圓より五百圓に上せましたものを、尙ほ其最低限を百圓繰上げまして、今回は六百圓と致したのであります、詰まり前後通じて二百圓を高めましたから、從前の四百圓に對しましては、約五割の增額になつて居る割合であります、又勤勞所得に對しましては、十分の二を控除を爲したる結果、其所得金額が六百圓未滿となるとき、又は扶養者特別控除の結果、所得金額六百圓未滿となるときに、所得税を全免することになつて居る、其結果と致しまして勤勞所得者の如きは大體に於きまして、千圓以下の所得なるときは多く免税せらるる結果となるのであります、次は税率に關する事であります、現行第三種所得税率は、最低百分の三から百分の三十に至る、超過累進率として、所得金額二十萬圓を超ゆる金額に對しましては、總て之に最高率を適用されてあつたのであります、近頃一般に個人所得が增加致しまして、且つ改正法律案に於ては、配當及賞與金を綜合致しまして、個人に課税するの主義を採用せられたものでありますが故に、二十萬圓を超ゆる金額に對して、直ちに最高百分の三十を適用することは、餘りに苛酷に失すると云ふことでありまして二十萬圓を超え、數百萬圓に上るべき金額に比して權衡を失ひますから、此百分の三十の税率は百萬圓を超える金額に對して適用することゝ相成つて居ります、尙ほ小額所得者に對しては、大に其負擔を輕減し、所得金額の數百萬圓に上るが如き、大所得者に對しましては、更に累進の程度を進めて、今度の第三種所得税率と云ふものは制定されてあります、此六百圓以上から九百萬圓までの率及數字がありますが、是は餘り長くなりますから、省略することに御許しを願ひまして、速記錄には此通り記載することを、議長に於て御取計ひ御許しを願ひたいのであります。

○議長（大岡育造君）　宜しうございます。

○武藤金吉君　改正税率は二百萬圓を超ゆる金額は其百萬圓每に百分の三を加へて、百分の五十に至つて止まるのであります、又現行税額は、所得金額千圓以下の者に付ては百圓を、七百圓以下の者に付ては百五十圓を控除したる金額に對して、税率を適用することゝ相成つて居ります、隨て前揭最高所得額に對する税額の算出額と一致致して居りませぬ、次は所得調査委員會、及審査委員會に關する事であります、現在の調査委員會の選擧は、複選方法に依て且つ選擧投票は制限連記制を採用せられて居るに拘

らす、之を直接選擧に今回は改めまして、其投票は單記無記名制を採用することに改つたのであります又審査委員に關する制度に付きましては、此度は補缺員を設け、以て補缺員の生じたる場合に於て直ちに補充して、現行法のやうに特に補缺選擧を爲すの煩を省いてあります、又現行法に於て、審査委員は調査委員の改選ある毎に改選する規定なる結果、一地方に於て調査委員一人の改選ありし場合に於ても審査委員全部の改選を爲さざるべからざる如き事がありましたが、是は不便でありますから、審査委員會の區域に異動ありし場合、若くは一般的に調査委員の改選ありし場合の外は、審査委員の改選は之を行はないと云ふことに規定されて居ります、又現行調査委員中より選出すべき審査委員の定數は、區域の大小を問はず四人と定めてありますが、審査委員會を置くべき區域の如何に依りまして、委員少數に失し、遺憾なく審査することは困難なるを以ちまして、區域に於きましては、府縣より各々一人北海道は四人を選出すると云ふことに規定されて居ります次は其申告者、不申告者、並に支拂調書提出義務者に對する催告、及制裁に關する事であります、納税義務者中に、申告を奬勵し、徴税の實を完うせんが爲に、所得の申告を爲さず、又は不正申告者に對しましては、相當制裁を設くるの必要がありますから、仍て是等の者に對しましては、申告又は其訂正の催告を爲すこと、並に之に應ぜざる者に對しましては税務署長若くは其代理官をして、帳簿物件の檢査を爲すを得せしめること、及徴税金の差額の五割に相當する金額を徴收する事を得べき規定が設けてあります、即ち是は罰則取締の事で、隨分苛酷な所の規定が設けてあるのであります、次は税額であります以上の改正を行ふ結果は、所得税額に於きまして、平年度に於て——平年度とは即ち大正十年を指すのであります、二億三千七百七十六萬九千四百八十二圓であります、大正九年度に於きまして、二億一千百七十一萬二千三百四十一圓を得る計算になつて居る、之を現行法に依る大正九年度の收入見込額の一億五千九百六十五萬六百三十四圓に較べますると、平年度に於きましては七千九百十一萬八千八百八十四圓、大正九年度に於きましては五千二百六萬千七百七圓であります、是だけの増收を得られる見込になつて居ります、尤も改正案の所得税の徴税方法頗る手數を要するが爲めに、約百三十六萬圓の徴税費が、増收の結果として之に伴ふことに相成ります、市町村交付金も約百六十五萬圓増加する見込でありまして、總收入は平年度に於きまして、約七千五百萬圓となる計算であります、以上が政府が提案をせられたる所の要領であります、委員會に於きましては、之に對しまして幾多の質問が出たのであります、其質問の全部はまだ速記録も出來て居りますまいから、大要此重大なる問題でありまして、諸君が此後に於て御審議御討議せらるに於きましても必要と思ひますから、御參考の爲めに質問の起りました大要に就きまして、其問答の要旨を私は御報告致したいと思ひます、(「成るべく詳細に願ひます」と呼ふ者あり) 質問及答辯の大要に就きましては増税計畫は一箇年延期せさるや否やと云ふ質問がありました、之に對しまして政府は、九年度一箇年限りならば、豫算を實行することが出來ないとも限らないが國防計畫の財源を確實にする爲には、此所得税酒造税法の改正は、已むを得ないものであると云ふ應答がありました、又改正所得税法は、借金をして會社事業に放資する者は大打撃を被る之が爲めに産業の發展を阻害すると思はないかと云ふ質問がありました、之に對しまして政府は、借金をして會社の株主となる者の爲めには多少苦痛であるけれども、それは投機を含むものでありまして、又已むを得ず投機を含むものに對しましては、多少の苦痛打撃はありましても、大體の産業の發展に就ては、決して妨ないと云ふ辯明でありました、又徴税方法の複雜なることと、大正九年度に十五割を課税することに就て各員より最も強き質問がありましたが、此徴税方法の複雜なりと云ふことは、決してさう複雜ではない又十五割を課すると云ふことは大正九年度に限つて財界の景氣も好く、儲も多い、其利益の部分に課するのである、然らざればそれは戰時利得税の變態であるかと云ふ問もありましたに對しまして、決して此十五割の大正九年度の課税は、戰時利得税の變態ではないと云ふ答がありました、又徴税の方法の改正に付て複雜でない、其複雜でないと云ふ例は、外國の總ての例を採つて參考に供して、之を實行するのであると云ふ答辯でありました、又此所得税の改正法案が、國防充實の財源に擇ばれた理由はどうだと云ふ質問と同時に、又次に増税をするかどうかと云ふ質問もありました之に對して政府は、國防充實費は、海軍は大正十六年まで、陸軍は大正二十年までの繼續費でありますから、大正十三年よりは減債基金の償還が復活になりますから、所得税、酒造税と云ふものは永遠の税源として之を擇んだと云ふことを説明をされたのであります、次に戰後の反動期は何時來るか、政府の見込はどうだ、大正十三年頃には豫定の納税の收入があると云ふ御質問があつたに對しましては、政府は改正法案は大正六年を基礎として立案せしものであつて、所得税は嘗て是まで減少したことはないと云ふ答辯がありました、又酒造税も人口の増加と共に、酒造々石高は年々増加をして行くと云ふ答辯がありました、又源泉課税主義を廢して、綜合課税主義を實行せしなれば一大進歩であつて、帝國の税制上から之を見て賀すべき事であるが、第二種の所得税を源泉課税としてあるのは如何の次第である、是は國債を除く公債、社債、定期預金が源泉課税になつて居りますから、是は矛盾ではないかと云ふ質問がありました、之に對しまして政府は、徴税上理論一遍には實行することが出來ない、脱税なきやうに、已むを得ず此例外に第二種所得税は、源泉課税を行ふのであると云ふ辯明でありました、又山林所得を綜合にしないで別にする理由はどうであるか、之に對しましては政府は、現行法は山林所得の計算に付て、山林伐採の所得云々とありまして、立竹木を其儘賣つたときには、假令如何に多額の所得があつても、課税することが出來ない、法文の不備を補ふ爲めに、どうしても是は此改正法の通りに行ふの必要があつてやるのである、又五十年目六十年目僅に一回しか所得の無いものに對して超過累進に率を課するは、餘りに苛酷であると思ふから、別に規定したのであると云ふ辯明でありました、又源泉課税と綜合課税との區別に依て、脱税逋税防禦するとせば、富豪が法人たる會社を設立して、個人の累進課税を合法的に脱税することが出來るやうだが、是はどうだと云ふ強い質問に對しましては、政府は物には原則と例外があつて、改正法の如きは全く然りである、個人が法人を設立して脱税せんとせば、留保所得、超過所得の方法を以て、之を徴收すると説明されてあります、次は綜合課税主義を實行して少額所得者を保護し、累進率を以て多額所得者より徴收せんとせば、何故に免税點を六百圓とせしやと云ふことに付きまして、政府は現行法に規定せる第三種の所得税最低限率は、大正七年度の税法改正の際に四百圓より五百圓に上つて、此六百圓にしたのは丁度五割高めたと云ふ割合であつて、勤勞所得に對しては十分の二を控除し、其結果所得金額が六百圓未滿の者、又は扶養費特別控除の結果、所得金額六百圓未滿となるときは、所得税を全免することに相成つて居る、此結果勤勞所得者の如きは、大體千圓以下の所得なるときは、全く免税される結果となるのであります、其結果はどうであるかと申しますると、勤勞所得者が千圓以下であるときには、天引を二割致しますから八百圓になります、それから平均して一家三人の六十歳以上十八歳以下の老幼がありますとすると、平均一人に付て百圓でありますから三百圓、千圓の所得のある人は五百圓引けることになりますから、差引五百圓になりますので免税になる、此免税點のことは大分八釜しい議論になつて居りましたが、政府の説明する所、委員會に於て審査した所は、唯今私が御報告する通りであります、次は税務官吏の苛斂誅求のことであります、税務官吏が納税者に向つて所得税に限らず營業税其他の税に於きましても、最も甚しきは納税者たる良民を犯罪人扱にする、帳簿檢査をする權力を以て押付けて課税をする、實に税務官吏の苛斂誅求、其横暴なる行爲と云ふものは憎むべき事である是等に對しては今後どう云ふ取締を、どう云ふ人物を採用するか、又税務官吏の犯罪事件が東京市にあつたのであるが、是等に對しても餘程注意をして、此税法を施行するに付てはしなければならぬと思ふが、どうだと云ふ委員の質問に對しまして、政府は税務官吏の任用は、今後は注意を致しまして、相當人格ある者を採つて待遇を改めて、改善の方針を十分に採る積りである、それから又今後は課税準備額調査には、一人でなく二人連れ立つて、責任ある者をして取扱はしめる方針であると答へられました、又税務官吏の犯罪に付きましては當局は恐縮に堪へない、進退伺を出したと云ふことでも答へられてあります、次は國有財産の整理如何、此税法を定めるに付ては國有財産の整理はどうするかと云ふ質問もありましたが、是は調査會に於て目下調査中であると云ふ答であります、次は所得税改正の豫算額と其實收額はどうであるか、豫算額と實收額は同じに取

れろか、徵收が出來ろかと云ふ問でありました、又戰時利得稅の如きは實收額が頗る多いが、是は戰時利得稅に見た結果ではないかと云ふ問に對しまして政府は戰時利得稅は、此戰爭の爲めに經濟界が變化致したのでありまして、今後に於ける所得稅は、戰時利得稅とは異なると答へられてあります、次は附加稅の制限であります、所得稅を納めるに付きまして、地方稅の制限と、又地方稅は增加をしないかと云ふ問に對しましては、全國に於て地方稅は十割以上の處は無い、今日の平均は三割九分八厘に當つて居ると云ふ數字を答へられました、又所得稅及附加稅に對して、負擔力に堪へない處があるや否や、此問に對しましては、政府は目下取調中であると云ふ答であります、又所得稅調査委員の選擧は改正法に於ては單記無記名となつて居る、至極贊成であるが取締法の規定の無いのはどうである、又投票の取調法はどうである、之に對して政府は、大體調査委員の選擧規定は勅令を以てする考である、投票は市區町村役場に於て行はしめて、所管稅務署長が之を取調べることであると云ふ答になつて居ります、次に所得稅調査委員の決定權及調査期間の事と、決定權は調査委員が決定するやうになつて居りますが、多くは稅務署長が決めて、それを形式に所得稅調査委員に付する事であつて、間に合はないときには、其儘執行してしまうと云ふ例であるがどうである、又調査期間も餘り短くはないかと云ふ問に對しましては、政府は委員會に重きを置いて決定する、又調査期間は從來三十日間の期間とすると云ふ答であります、次は負擔の均衡を圖るとすれば、何故に營業稅の改正をしないのであるかと云ふ質問であります、之に對して政府は、國防充實費の急に應じ、所得稅と酒造稅を擇んで、一般稅制の整理は、財政經濟調査會の調査の進行に待つて爲す考であると答へられました、次は所得稅調査委員の人員に現行法と改正法案は差があるかどうであるか、之に對しまして政府は、地方に依り差がある、現行より增加する積りであると答へられたのであります、次は外國に於ける所得稅法に付て、債務の利子を引いて課稅する例があるかどうかと云ふ質問に對しましては、政府は亞米利加に於きましては、自己の債務は勿論、親の借までも、甚しきは遊蕩費までも所得の中から差引くと答へられました、又普魯西に於きましては國內に於ける債務の利子を引く又投機を目的とする債務に課稅をする、有價證券の賣買には課稅をすると答へられました、墺地利は大體に於て同じであります英吉利は原則として債務の利子を引かないと云ふことでありますが、時の變化に依り移動するものには課稅をする、伊太利は法人に課稅して個人には課稅せず、伊太利の立法例は極めて不完全でありまして參考にならないと云ふ答辯であります、又更に留保課稅に付きましては、餘り輕きに過ぎると云ひ、又餘り重きに過ぎると云ふ兩樣の質問がありました、之に對しまして政府は、結局個人所得に綜合課稅するのが合法であると答へられました、次は改正法は杜撰な點がある缺陷の點がある、政府は何故に之を取急いで出して斯う云ふ杜撰缺陷のあるもので此改正法を行つたのであるか、政府は撤回するの意志が有るか無いかと云ふ嚴重なる御質問もありましたが政府は改正法の精神骨子の在る所を能く御研究せられて――改正法は從來の現行法と其選を同うせざるのみならず、未だ嘗て日本に無い所の稅法の改正でありますから、此稅法の組立總てを能く御研究になりましたならば多少の缺陷もありましても、漸を逐つて改革すれば、是は日本の稅制の根柢を築くものであると云ふ政府に於きましても强い說明がありました、次は第十五條の不具癈疾者は如何なる方法に依て定めるか、是は政府は申請に依りまして、市區町村の役場に申請して、それを稅務署に申請になつたものに對しまして、命令を以て之を定むることに答へられました、それから一時的の所得のものはどうする、政府は豫算すべからざるものには課稅をしない、例へば長く勤續をして退社慰勞金などを貰ふ者に對しましては、此課稅をしないと云ふことを答へられました、次は稅制整理の事、現行法の改正案始め、是は質問もありましたが、此質問に對しましては、憲政會の委員諸君から改正法案を一箇年延期することが出來ないかと云ふ質問がある、之に對しましては、內閣總理大臣、大藏大臣も同樣に答へられた、臨時財政經濟調査會の調査の成績に依りまして成るべく次期の議會に提出しやうと云ふ希望を以て調べては居るけれども、責任を以つて明年必ず出しますと云ふことは出來ない、又一箇年延期すると云ふことが絕對に出來ませぬ、改正法は全く時代の要求に應じたる所の、相當なる改正法案なりと信ずると云ふ御答でありました、又植民地に關しましては別に稅制を布く場合には、本法に依る課稅と重複又は脫漏を生ずべき處ある事項は更に之に似寄つた所の單行法を設けて此稅率の調節を圖ると云ふことを答へられました、尙ほ其他に澤山の質問もありますが、先づ質問應答の要領は此邊に措きまして、次は委員會に於きまして問題になしたる要點を是非共に兩樣の御報告を致さうと思ひます（「謹聽々々」と呼ふ者あり）問題となりし是非の要點は一改正法は、產業の發展を阻害する事、二法人超過留保所得に累進稅率を課せざるが故に、合法的の脫漏の虞ある事三第二種の所得稅は綜合課稅主義と矛盾せざるや、四第七十三條の規定は苛酷に失せずや五第三種の個人所得の累進率は不公平ならずや、是が此問題に對して、非とする方の大體の趨勢でありました、又是とする方の事を私は茲に御報告申上げたいと思ふ一今回の改正法案は、帝國に於ける稅制改革の一大事業にして、政黨內閣に於て始めて之を實行せられたのである二綜合課稅主義に非ざる負擔の均衡は期せられるのであるが故に、大體に異論なし、此事に就きしては――綜合課稅主義に就きましては、各黨各委員共に此目的趣旨に於きましては、異論の無いと云ふことを質問應答の中に聲明せられたのであります、三今回の改正法は、少額所得者勤勞所得者に特典を設けたるが如き、實に破天荒の事に屬することであります、四社會政策を基礎として立法したものであつて、此法案にして運用宜しきを得ば、富と幸福の分配は一般國民に普及せられて、即ち此總ての上に社會の情勢から見て、富者と貧者と、勞働者と資本者と、總てを緩和せらるることは勿論であります、是れ此法案は普通選擧を行ふと云ふ時代に先たちまして此法案の制定せらるることは帝國の一大幸福であると云ふ趨勢であります、第五、負擔の公平と生活の安定は、思想問題に於て在ることは勿論である、產業の發展の要素となつて、改正法の實行は投機心を幾分か抑制致しまして、さうして健全なる產業振興の根柢に觸れたものであると云ふ趨勢であります、第六は現在の所得稅法にしては、大所得者の直接納稅額と云ふものは意外に少い、數十萬圓の所得者でございましても、納稅額は數百圓に過ぎない是は一々其財產と納稅額を調べて見れば明かでありますが、今回の改正所得稅法に於きましては、斯樣の不公平不均衡の事は一切除ける、是れが問題となりました、是と非と兩樣の觀察であります、以上委員會に於ける審査の質問應答は斯の如く御報告申上げます、此案に對しまして、我が政友會の山本悌二郎君より修正の動議が出て居ります、同じく國民黨の大口喜六君、堀川美哉君、兩君からも修正の動議が委員會に現れた、又憲政會の佐々木正藏君からは酒造稅法改正案に限つて修正の動議が出て居ります、唯今は所得稅法の場合でありますから、此動議だけの報告に致しまして、是は後に讓ります、此修正條項は印刷が後れまして――御手許に既に御配付になつて居りますか（「參りました」「分つて居ります」「綴くり周章てないで」と呼ふ者あり）第四條の第二項を削る、此第四條は「法人ノ所得ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ保險會社ニ在リテハ各事業年度ノ利益金又ハ剩餘金ニ依ル」と云ふ其次の「前項ノ場合ニ於テ云々」と云ふより之を削除致すのであります、其理由は第三條の第二種の甲の部に於きまして、一本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債、銀行定期預金又ハ定期豫金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子」とあるのでありますが此公債國債は既に單行法を以て除かれて居るのであつて、所得稅は課せられないのでありますから、此第二項を削除する理由と相成つて居るのであります、次に第十三條であります、十三條の第一項第五號を左の如く改む「法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額ヨリ其ノ十分ノ二ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額但シ無記名式ノ株式ヲ有スル者ノ受クル配當ト同期間ニ於テ支拂ヲ受ケタル金額ヨリ其ノ十分ノ二ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額」是は此個人が會社より受けましたる、利益配當金を、天引に於て十分の二を控除する、即ち二割を控除すると云ふ案でありまして、是は明瞭になつて居りまするから、是だけ御報告致します、次は第二十條第一項中「百分ノ一」を「百分ノ二」に改め、「百分ノ三」を「百分ノ四」に改め「百分ノ六」を「百分ノ八」に改め「百分ノ十」を「百分ノ十五」に改め、第二項を左の如く改む、「法人ノ事業年度末ニ於ケル積立金及其ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額カ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額出資金額又ハ基金及之ニ代ルヘキ積立金ノ

合計金額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ニ屬スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ對スル稅率ハ百分ノ十五トシ其ノ事業年度末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及之ニ代ルヘキ積立金ノ合計金額ニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其超過金額ニ屬スル其ノ事業年度ノ留保所得ニ對スル稅率ハ百分ノ三十トス、但シ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ二十分ノ一ニ相當スル金額以內ノ金額ニ付テハ其稅率ハ百分ノ七、五」とす、是は此二十條の後に御說明申上げまする此率の比例でありますが、十三條の此第一項第五號を左の如く改めて、個人所得會社から株式の配當等を受けまする所の綜合課稅を引きましたから、それと權衡を合せる爲めに、斯の如く此法人の留保所得金及超過所得金の方から取ると云ふことでありまして、法文が長くなつて居りますが、丁寧に明かになつて居りますから、左樣御諒承を願ひたいと思ひます、それから二十二條の第一項の稅率を左の如く改む、是は個人の綜合所得を通覽致しますると云ふと、此七千圓以上から六七萬圓の間はずつと平かに累進をして居りませぬで其間に凹凸があります、それから又不公平――の負擔の均衡を保つと云ふ事は、此政府の原案に於ては認められませぬから、斯樣に改正を致しまして八百圓以下の金額は百分の一、是は千五百圓までは原案の通りであります、是から先がずつと原案より二つ宛下げてあります、二千圓を超ゆる金額百分の四、三千圓を超ゆる金額百分の五、五千圓を超ゆる金額百分の七、七千圓を超ゆる金額百分の九、一萬圓を超ゆる金額百分の十一、一萬五千圓を超ゆる金額百分の十三、二萬圓を超ゆる金額百分の十五、三萬圓を超ゆる金額百分の十七、此の上に新たに政府の改正法律案に無い、「七萬圓ヲ超ユル金額」と云ふ一項を置きまして、百分の二十一と致しました、それから次は十萬圓を超ゆる金額百分の二十三、二十萬圓を超ゆる金額百分の二十五、五十萬圓を超ゆる金額百分の二十七、百萬圓を超ゆる金額百分の三十、次に參りまして「二百萬圓ヲ超ユル金額ハ其ノ百萬圓迄每ニ遞次百分ノ三ヲ加ヘ百分ノ四十ニ至リテ止ム」と改めたのであります、是で此累進率は、洵に少額の納稅者より多額納稅者に及ぼす主義が、洵に立派になつたのであります、第三十條、第一項第六號の中、是は次の第七十五條、第七十七條を七十三條乃至七十五條に改むる必要から改正になるのであります、第七十三條は是は問題になりました、八釜しい其取締帳簿檢査等の事であります、是は全然削除、此の七十三條を削除するに伴ひまして七十四條も削除七十五條を七十三條に改め、七十六條を第七十四條に改め同條中左の三十字を削る、「又ハ第七十三條第二項ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ檢査ヲ拒ミ若ハ妨ケタル者」を削ると云ふことになりました、次は七十七條を七十五條に改め、同條「六月以下ノ懲役又ハ百圓」の九字を削つて、百圓を五百圓に改める此七十七條は政府の原案には「六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金」と云ふことになつて居りますが、此調査又は審査に關し知得したる秘密を正當の事由なくして漏洩したる者で、是れは體刑を廢しまして、罰金を五百圓に改むると云ふ修正であります、次は第七十八條を第七十六條に改め、附則の第四項及第五項の中の十五割――十五割となつて居ります、是が問題になりました、大正九年度の所得稅收額十五割と云ふのは、七割七分に改めると云ふことであります以上は此所得稅法を修正して、さうして玉成せしめたいと云ふ政友會山本悌二郎君からの修正案であります、又國民黨の大口君、堀川君から御提出になりました修正案は、大體に於きましては、政友會の山本君の提出せられたる案と字句其他も同じでありますが、唯た異つたる點だけを此場合御報告申上げたい、異つた點は第五條の「法人ノ各事業年度ノ所得カ、同年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ八ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ超過所得トス」とありまする其「百分ノ八」を「百分ノ十」と爲す點であります、次は第十三條であります、十三條の山林の所得であります、山林の所得に關係する點であります、次は十九條の六百圓を千圓に引上げると云ふ點であります、是は免稅點六百圓を千圓に引上げたいと云ふ修正點であります、次は第三十條の各項に於ける調査委員の選擧に關する規定を、命令に讓ると云ふ點の修正であります、以上が國民黨の大口、堀川兩君から御提出になりました修正案であります、委員會に於きましては、此修正案に對しまして贊成反對の討論がありました、新政會、公正俱樂部の小川君、上田君よりは御贊成の演說があり、憲政會の町田君、鈴木君よりは、修正案に反對の御演說があつたのであります、採決に及びまして、此修正案に對しまして國民黨の提案と政友會の提案と異なる點は――國民黨の提案と政友會の異なる點は大體に於て共通でありますから國民黨の異なる點に就きまして先に採決を致しまして、少數でありました、政友會の此山本君の提案に就きましては大多數でありまして憲政會の諸君は、一年延期の趣意と云ふことで反對がありました、多數を以て唯今御報告を申上げました通りの修正案に可決確定を致しました、次は所得稅法の施行に關する法律案であります、是は臺灣、朝鮮、及樺太に之を施行せずと云ふ規定でありまして、別段御質問もありませぬで原案の通り決定致しました、之に對しても憲政會の諸君は、所得稅法中改正法律案に反對でありますから反對でありましたが、多數を以つて是は政府提出原案の通り決定致しました、次は酒造稅法中改正法律案であります、此の酒稅法中の改正に就きまして、幾多の質問應答がありました、淸酒に對しまして、滓引貯藏減量の百分の五を、百分の七にすることは出來ないかと云ふ質問もありました、又濁酒に就きましては、現行法は淸酒と三圓の差があるのに、改正法律案は同額にすると云ふことは如何なる事であると云ふことでありました、所が政府からは酒精の度合に於ても、亦淸酒と濁酒は分量も違はないし又貯藏の上に於ても同じことであるし、又密造も防がなければならぬと云ふ辯明もありましたが、大したことでもありませなかつたが、質問がありました、又此納稅保證金に就きまして、現行法四圓のものを十圓に上げると云ふことは高過ぎはしないかと云ふ質問もありました、それから燒酎に付きましては、他の物は大抵味淋に於きましても、淸酒に於きましても、滓引減量貯藏減量があるのに、燒酎だけには無いのはどう云ふ譯であると云ふ質問もありましたが、大體此酒造稅法に就きましては、質問は澤山ありませぬでありました、それから此の酒造稅法に對しましては、委員會に於きましては、原案に對しまして、政友會の山本悌二郎君から修正の動議が出ました、同じく國民黨の大口君、堀川君からも之れと同樣の修正動議が出ました、又先刻一寸申上げやうと思つた憲政會の佐々木正藏君からも、酒造稅法中に就て修正動議が出ました、佐々木君の御提出になつた點は、他は皆な同しでありますが、唯だ第八條の第二項中但書を左の如く改む「但シ命令ノ定ムル所ニ依リ淸酒ハ查定石數ノ百分ノ六以內味淋ハ查定石數ノ百分ノ二以內燒酎ハ查定石數ノ百分ノ一以內ノ滓引減量及貯藏減量ヲ控除スルコト」是だけの差でございます、淸酒の方は山本君、大口君等から提出の分が「淸酒ノ查定石數百分ノ五以內」とあるものに對しまして、修正してないのであります、之を修正しやうと云ふのであります、それから改正案の第十三條に納稅保證金十圓とあるのを六圓に改めたいと云ふのであります、政友會國民黨の方には七圓となつて居るのを六圓に改めたい、斯う云ふのであります、之に對しまして採決の結果、佐々木君の修正の動議は破れまして山本君、大口君、堀川君の提出せられました修正案は可決いたしました、次は酒精及酒精含有物飮料稅法中改正法律案、是は質問もありませず、原案通り滿場一致を以て可決を致しました、次は麥酒稅法中改正法律案、是は十二圓を十八圓にするのは、少し安過ぎはしないかと云ふ委員の質問に對して、政府は高過ぎはしないかと思つて心配したと云ふ答があつたのみで、採決に至りまして、滿場一致を以て可決を致しました、次は明治四十一年法律第二十四號中改正法律案、此の案は第一條の「沖繩縣及」を削るのであります、「本法ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス」「沖繩縣酒類出港稅則ハ之ヲ廢止ス」「本法施行前沖繩縣內ニ於テ製造シタル精酒、濁酒、白酒味淋又ハ燒酎ヲ本法施行後、沖繩縣外ニ移出スル場合ニ於テハ、仍從前ノ例ニ依ル」と云ふ此法律案でありますが、沖繩縣は之が別になつて居りますのを、今度は此法律を以て同じく稅を課せらるることになつて居ります、沖繩は燒酎の名產地でありまして、從來は五十萬圓位稅を課けられたものが、此稅法に依りますと、二百萬圓から稅を負擔しなければならぬことになります、之に對しまして、委員より沖繩縣は絕海の孤島でありまして、文化が本土の如く及ばぬ、產業も本土の如く振はない、港灣の修築鐵道の敷設等に付きましても、何等稅は納めるが本土のやうに進んで居らぬから、今後は是非共此稅源函養の上に於て、產業發展の上に於て、沖繩縣の鐵道の敷設、港灣の修築をする意思があるか、どうかと云ふ質問に對しましては政府は大正十年度の豫算に於きまして、此港灣、鐵道の案を出す積りであると云ふことを聲明されまし

た、之に對しまして、憲政會の高木正年君の動議に依りまして反對がありましたが、採決の結果多數を以て政府提出の原案を認むることに可決いたしました、次は國債整理基金の繰入を爲さざることに關する法律案は、是れは御承知の如く、減債基金の案でありまして、之れに對しましては、憲政會の鈴木君、町田君からも質問がありまして、討議に移りました所、憲政會の諸君に於いては之に反對をせられましたが、採決の結果多數を以つて原案を可決いたしました、以上所得税法改正法律案外六件の委員會に於ける經過及結果は、唯今申上げた通りであります、尙ほ之れに聯絡を致しまして、念の爲め此の修正に伴ふ所の數字を申上げる必要がありますから、此の數字を附加へて申上げて置きます、所得税、酒税、原案額、對修正額の增減であります、見込調であります、九年度の所得税は原案には二億千百七十一萬二千三百四十一圓となつて居りますので、修正の算當に依りますると、二億一千百六十七萬八千七百五圓となつて居る、其の差引減は三萬三千六百三十六圓に相成ります、それから酒税に於きましては、原案は一億三千六百十六萬九千四百四十一圓であります、修正額は一億三千六百十一萬八千四百圓であります其減が五萬六百四十一圓になります、此計が所得税酒税で原案の額が、三億四千七百八十八萬一千三百八十二圓となります、修正額の方が三億四千七百七十九萬七千百五圓になります、其減が八萬四千二百七十七圓に相成ります、今度は平年度であります、平年度の所得税は二億三千七百七十六萬九千四百八十二圓となつて居ります、修正額の方は二億三千七百九十二萬五千五百五十二圓と相成つて居ります、是は同じ事でありまして增減なし平年度であります、それから酒税の方は一億八千八百三十三萬千四百九十五圓となります、修正額の方は一億八千八百十三萬二千七百九十圓であります、此減が十九萬八千七百五圓と相成ります、此平年度の原案額の計は四億二千六百十萬九百七十七圓と相成ります、修正額の方は四億二千六百五萬八千三百四十二圓と相成ります、其差引減が四萬二千六百三十五圓と相成ります次は所得税收入の見込であります、所得税收入の見込額は此原案と修正額に依りまして、增減を念の爲め申上げて置くことが必要と思ひます、第一種現行法に依る分は別に增減はありませぬ、原案額も修正額も現行法に依る分は增減なしでありますから、此分が千五百八十一萬二千二百九十圓、それから第一種の所得税の甲の分は法人の超過所得であります、是は原案が四千五十九萬三千五十五圓になつて居つたものが、修正額に於きましては五千四百五十七萬八千四百十一圓、其增額は一千三百九十八萬五千三百五十六圓に相成ります、今度は其乙の分です、乙の部分は法人の留保所得額であります、是は原案が三千三百九十萬九千十九圓になつて居つたのを、修正額の算當になりますと四千四百九十九萬三千九百圓に相成ります、其增が一千一百八萬四千八百八十一圓に相成ります、それから丙の分は、是は法人の淸算所得に相成ります、此法人の淸算所得は原案額が六十六萬二千七百六十九圓でありましたものが、修正額は六十一萬九千八十八圓、此減額が四萬三千六百八十一圓に相成ります、今度は丁であります、丁は是は本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる本法施行地に於ける資産又は、營業より生ずる利益――外國に店を持つて居つて、本邦に支店を持つて居るか若は、事務所を持つて居る者の營業より生ずる利益の所得であります、此所得は原案額が六十二萬七千八百九十一圓、修正額が五十七萬七千六百六十圓であります、又此減が五萬二百三十一圓でございます、此丙丁共に是はどうして斯う云ふ風に減つて居るかと云ふと、國債を引きますから此點が脫けて居るのです、甲乙の方も國債を引きますから脫けて居りますが、此修正額の如く率を上げましたから、全體に於て增額をして居るのであります、第二種の分は是は七百二十一萬七千二百十二圓、是は增減なしであります、第三種の分は原案が五千二百萬五百二十三圓であります、それを修正額は四千五百八十五萬四千七百六十七圓、此減額が實に六百十四萬五千七百五十六圓に相成つて居ります、此合計は原案額に於きまして、二億一千百七十一萬二千三百四十一圓、修正額は二億千百六十七萬八千七百五圓、此差引減が三萬三千六百三十六圓と云ふことに相成るのであります、それで第一種の超過所得は原案の通り十五割を取りますると、大分金がだぶ付いて來ると云ふことになりまして、此修正の方に、就きましては、此九年度に於て、七割七分を計算すると云ふことに修正を致しました趣意であります、尙ほ爰に所得税の收入見込額に於て平年度分がありまするが、是も大切の數字でありまするから、大分御迷惑ではありませうが(「のう〳〵」「謹聽」「御精勵を希望いたします」と呼ぶ者あり)讀みます、所得税收入見込額調平年度分此第一種の分が甲でございます、原案に於きましては五千七十四萬一千三百十八圓、修正額に於きましては六千八百二十二萬三千十四圓、此增が一千七百四十八萬一千六百九十六圓、乙の分が四千二百三十八萬六千二百七十五圓、此修正額が五千六百二十四萬二千三百七十六圓、此增が一千三百八十五萬六千百一圓、丙は八十二萬八千四百六十二圓、是は原案であります、修正額は七十七萬三千八百六十一圓、此減額が五萬四千六百一圓であります、丁の分は原案が七十八萬四千八百六十四圓、修正額が七十二萬二千七十五圓、此減額が六萬二千七百八十九圓に相成ります、此第一種の計が、原案は九千四百七十四萬九百十九圓、修正額が一億二千五百九十六萬千三百二十六圓、此增額が三千百二十二萬四百七圓に相成ります、第二種は增減なし、第三種に於きましては、原案が一億三千五百八十一萬千三百五十一圓、修正額に於ては一億四百七十四萬七千十四圓に相成ります、此減額が三千百六萬四千三百三十七圓、此原案の合計が二億三千七百七十六萬九千四百八十二圓、修正額の合計が二億三千七百九十二萬五千五百五十二圓、此增減を對照いたしまずると、此計數は總て修正して、綜合課税から法人の一定の課税金を通算いたしましたものが、十五萬六千七十圓に相成ります、以上此修正案に對する計算であります、右の如く委員會に於きましては細密なる調査を致しまして唯今御報告した通りの成績を得たのであります、宜しく御審議の上、修正案に御贊成あらんことを切望致します。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君)　報告が終りましたから、是より討論に移ります、發言の通告がありますから、之に依て發言を許します――町田忠治君。

〔町田忠治君登壇〕

〔拍手起る〕

○町田忠治君　私は唯今議事に上つて居りまする、七案中第九の酒造税改正法律案及其の施行に關する法律案、又沖繩縣の酒造に關する法律案、及減債基金制度に關する法律案、此四案に對しまして吾々同志の反對意見、即ち此四案は第二讀會に移すべからずと云ふ反對意見に就きまして理由の大要を申述べることに致します、其中最も重大なる所得税改正法律案に就きまして、大要二箇の問題に就きまして申上げます、第一は本案を否決すべき理由、第二に本案否決に依て生ずる歳入の缺陥を如何に補塡すべきか、此二つに對して大要吾々の意見を申述べることに致します、第一申すまでもなく所得税は、我國税組織の中樞でありまして、國庫直税收入の過半は此所得税に出て居ります、而して之を負擔する者は、全國國民の中堅と申すべき者百數十萬の負擔に屬するが故に、此所得税の改正に對しては、愼重審議、國民に及ぼす所の負擔の影響、及經濟社會に及ぼす所の影響を具さに考へ、所得税自身に於ける均衡の平均、負擔の平均、或は所得税と他の國税との關係如何に對しても、十分考慮いたした上に非ずんば、輕々に之が改正をすることは許しませぬ、(拍手起る)又啻に國税のみならず、近頃地方税以下町村税頻りに增加し、之が爲に地方人民頗る負擔に苦しんで居ります、若し此所得税を改正し、之が爲めに國庫の收入を大に增すと云ふ其結果に於て、附加税とし、及制限外賦課に於て、地方多數の上に如何なる變化を來すかと云ふことに對しても、十分なる考慮を致さなければなりませぬ、(拍手起る)獨り――獨り國庫收入のみならず、地方全般の國民負擔の上に於て、如何なる影響を來すかと云ふことに對しても、愼重審議其平均を得ることに對して、考慮を致すことの必要であると思ひます、加之若し此所得税を改正すると云ふ曉には、最も苦痛と致して居ります所の社會政策に基く所の、通行税を如何にすべきか、營業税を如何にすべきかと云ふ各般の租税に向つて、考慮の半ばを費さなければなりませぬ、申すまでもなく所得税は、國民の發展に伴ひ、國富の增進に伴つて自然國庫の收入を增すべき所の最も適當なる税であります、而して若し此所得税に向つて、法規の上に種々なる改正を加へ、或は犯罪捜査に類するが如き檢査法を設け、若くは罰則を設けて脫税を防ぐが如き手段に出でたならば、所得税と云へる國民の公德心に待つて自然と其收入を增す所の此良税を以て、寧ろ惡化するのであります、吾々は所得税自身は國富の增進に伴ひ、國民の公德心に依て自然に任して居つても、國庫の收入は增すべき税として之を貴んで居るに拘らず、之に向つて犯罪捜査に

勵する如き手續を規定し、罰則を設けて脫稅を防ぐが如くすゐならば、所謂民免れて恥なしと云ふ如き遂に此の良稅を化して惡稅とする傾があります、吾々は所得稅の改正に向つては、十分なる考慮を費さなければなりませぬ、今日政府が提出されました所の此改正案は、或は控除の金額を增加し、或は扶助に對して特別の控除を致し、租稅の區分を細かに分つて、其均衡を成るべく齊しうし、若くは免稅點を幾分引上げた、斯樣な點に於ては、吾々は政府の此改正の趣意に對して贊成を表します、去りながら其免稅點を六百圓に止めて、今日の我現在の生活狀態に適するまでに引上げなかつたと云ふことに對しては、遺憾多きのみならず、又犯罪搜査に屬するが如き嚴重なる手續を設け、國民の道德心名譽心に愬へて、自然の增加を圖るべき此所得稅に對して煩瑣なる規定を設けると云ふ事に對しては、吾々は同意すること能はざるのみならず(拍手起る　此本案の最も骨子とし、眞髓と致す所の綜合課稅主義を執つた其主義を此法文に表はすに於て重大なる矛盾を來たし種々なる缺點を生じて、之を實行する事能はざるに至らしめて居ると云ふ事に對して吾々は斷じて玆に同意いたす事は出來ませぬ(拍手起る)若し政府が――玆に一言申述べて置きたいのは申すまでもなく我國の所得稅法は初め綜合課稅主義に依つたのであります、初めてではありませぬ何か今日社會政策主義から、初めて此稅法を日本に行つたが如く政府當局者が說明されますが、日本の所得稅法は、初めは綜合主義に依つて出來たものであります、唯々當時社會の事情之に適せざるが爲めに――三十一年と思ひます、之を源泉課稅主義に改めて今日に及んだのである、今日は吾々も政府當局者と大體に於て意見を同じうし最早社會政策主義を加味して、綜合課稅主義と云ふことをば、所得稅法大體に於て採るべき時期であると云ふことに對しては、吾々は此主義に同意することには吝ではありませぬ、唯だ政府果して綜合課稅主義を執つて、斷々乎として改正を致すと云ふのであつたならば、何故に第二種所得稅を全廢せざるか(拍手起る)何故に公債社債、若くは銀行預金の如きものをば、第二種にして特別な課稅をし、而して之を他の個人所得の他の收入と同じく、此第二種所得稅を全廢して個人に綜合し、而して完全なる綜合課稅主義を採らなかつたと云ふことを、吾々は此本案に對する缺點の一つとして數へるのであります(拍手起る)申すまでもなく公債を所有し地方債を所有し、社債を所有し、銀行に定期預金を致す階級は、所謂富裕階級、若くは有產階級の優者に屬する者であります、彼の事業を經營し、經濟社會に活動して居る者に向つては綜合課稅主義を課し富豪其他手を拱して其資本の利息を得る者の此富豪階級に對しまして、何故に故らに第二種所得稅を設けて、之を綜合せざりしか、綜合課稅主義に於て、私は政府の此原案は第一に此點に於て缺點を發見したやうに思ひます、若し政府が或は言はん、其手續煩瑣にして、之が爲めに徵稅費を要す、故に止むを得ず之を第二種に致したと、斯樣に申しませう、若し果して然らば、此稅法施行の結果として、現に行はれて居りまする株式の大部分は、或は變じて無記名株となるかも知れぬ、然るに政府當局の說明に依りますと、無記名株に依て得る所の配當の利子は如何なる手續を執つても、之を第三種所得に綜合すると云ふ政府の決心である、斯樣な答辯である、若し無記名株式の配當を第三種に綜合することを得るとすれば、何故に公債の利子、社債の利子、若くは定期預金の利息をば第三種に綜合して、完全なる綜合課稅主義を實行するの勇氣無かりしやと云ふことの疑問であります、第二には此綜合主義――源泉課稅主義を綜合課稅に變化した結果として、第一に我經濟社會の組織に對して大變化を及ぼすと云ふことは院の內外の非難攻擊の點でありまして、私は深く玆に論及する必要は無い、又從來は事業の獎勵を圖るが爲めに、法人に對して輕き稅を課して居つた、然るに今回は源泉課稅を廢して、綜合課稅に致した結果として、個人に對しては相當な高い負擔を加へたと同時に、會社即ち法人に向つても、保留所得稅若くは超過所得の名前に依て、頗る負擔を大きく致して居ります、果して之が爲めに、事業の進步若くは產業の發達に、重大なる打擊を及ぼすに非ずやと云ふ懸念はあります、此點に就きましては、綜合課稅主義を完全に行ひ得るか、或は半ば源泉課稅主義を併用しなければならぬか、頗る研究を要する點で、輙々玆に論斷致すことは出來ませぬ、政府提案の原案に對しては、吾々は斯る重大なる種々の疑問を有して居ります、然るに政友會諸君は、院の內外、殊に全國商業會議所、或は銀行集會所、若くは工業俱樂部、其他全國各種の團體の本案に對する非難攻擊に省みて、假に之に向つて修正を加ふることに致されました、昨日の委員會に於て、其提案を吾々は見ることを得ました(「假でありませぬ」「假だよ」と呼ふ者あり)其の改正趣意は、吾々の見る所では、政府の原案を更に惡化したと思ひます(「のう〳〵」「ひや〳〵」と呼ふ者あり)暫時諸君の御淸聽を煩したい、政友會を代表して昨日山本君の此修正案に對する要領を承りますと、第一株式の配當に向つて假に之を綜合課稅として課稅をせんには、或は日本の經濟狀態若くは會社經營の現狀に對して、急激なる變化を及ぼすが故に、且又株式の幾分若くは多分借入金に依つて所有し、之が爲めに會社の經營今日に至つたものに對して變化を及ぼすことを憂ふるが爲めに、借入金に對して考慮を加へて、其配當の二割を控除することに致したいと云ふのが、此改正の趣意の一であります、而して富豪階級が此改正案の實施の曉に於て、一種の財產管理會社を造り、世の非難する合法的脫稅を行はるゝ虞があるが爲めに、之を豫防する爲めに、社內保留に對する稅率を一面高くし、一分を一面超過利得に對する課稅の率を、三十に高めたのが其趣意の大要であると斯樣なのであります、吾々は此綜合課稅主義を實施すると同時に、社內保留額に對して、十五と云へる課稅を致し或は超過利得に向つて同樣の課稅をすることが、果して日本現時の經濟狀態に適するか否かと云ふことに對しても、更に幾多の材料を蒐めて研究するに非ざれば、此是非を判斷するの機會に達して居りませぬ(拍手起る「頭が惡くては分らぬ」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君)　靜肅に願ひます。

○町田忠治君　若し政府が其原案に於て、個人綜合課稅に對して、政府の見る所及社內留保に對して、政府の見る所を是なりとしたならば、何故に一夜の間に此根本主義を變へべき大修正に向つて、政府自ら同意を致したか、殊に玆に一種の大問題を生じましたのは、若し株式所有に對して借入金なるが故に之に向つて二割を控除すると云ふ政友會の修正に對して、政府同意し、而して本案を通過して實施された曉には從來農事改良若くは地方振興、其他既往の貯蓄を以て土地を買入れ、將來の貯蓄を以て其幾分を補はうとして居つて、土地を所有し、若くは農業の改良をすると云ふ農民に對しては如何に致すか、諸君御承知の通り現今農家の負債は其筋の統計に依りまするか、既に登記を經て借入れて居るものが十五億、其他登記を經ざるものを合せますと二十乃至三十億の額の負債に上つて居ります、此負債の原因は、恰も株式に依て借入金をして、其借入金に種々ある如く、農家の負債の原因も種々ありませう、去りながら農事の改良、若くは田地の買入、更に將來の貯蓄を以て其借金を拂つて、玆に地主とならうと云ふが如き意味合に於て此負債を作つた農家は、全國到る處に多いのであります、政府には曩に事業勃興、會社熱の熾なるや、地方農村に株券所有の容氣の及ぶことを虞れ、奢侈を防遏し勤儉を獎勵する意味を以て、成るべく株券の如きものに放資せざることを注意をされたと記憶致して居る、地方農民の淳朴なる風俗を維持するには、一つの手段でありませう、去りながら綜合課稅主義を實施するに當つて、株式を持つ者に向つては、其配當に對して、借金あるが故に其二割を控除すると云ふことを天下に公言しながら、地方多數の農民が農事の改良若くは土地所有の爲に借入れて居る數十億の負債に對して、何等控除せぬと云ふことは、果して我が食糧問題の解決若くは農村の振興を圖るに於て適當なる處置であるか、私は之に對して頗る疑問に堪えませぬ(拍手起る)此所に臨席せられて居る內務大臣の如きは、果して此所得稅改正法案に對して、一夜の間に同意されたと云ふ其事に對しては、私は頗る遺憾に考へて居ります(拍手起る)若し斯る案が此議場を通過したならば、今後益々地方農民は土地の改良、若くは田地の買入を廢して、政府が優待する所の株券所有の容氣に至らんことを虞れる者であります(拍手起る「ひや〳〵」「のう〳〵」「頭が惡い」と呼ふ者あり)故に吾々は此綜合課稅主義が經濟社會に向つて如何なる變化を及すか、或は納稅者の負擔に向つて果して均衡を得るや否やは頗る疑問を懷いて、玆に之を決するまでの材料を得ませぬ故に、吾々は本案を一年の間之を延期して、國民多數と共に此利害を研究して、更に來年の議會に於て審議確定致したいと云ふのが、吾々の希望であります、唯だ現時の經濟社會及物價の騰貴に伴ふ生活難は、一日も之を救濟することを緩ふする能はざるが故に、假りに現行の所得稅法中一千圓以下の所得者に對しては免稅をして、一時の急に應じ、而して他の一般の改正は來

年に待つと云ふのであります、世間或は吾々の案に對して姑息と言ふ(「言ふ々々」と呼ぶ者あり)若し果して之が姑息であれば、昨日總理大臣が委員會に於て言明された趣意に依ると、此改正案それ自身も姑息であります(拍手起り「ひや／＼」と呼ぶ者あり)其理由を申します、昨日の委員會に於ては、他の二三團體に於ても、此政友會の改正案に對しては、滿足の同意を表することの出來ない方々が多かつた、唯現時政府が設立して居る財政經濟調査會に向つて、議會終了と共に、他の諸税と共に、此改正したる所得税酒税も共に調査會の議に付して、其審議をした上に、更に之を改めると云ふことは總理大臣の言明であります(拍手起る)若し政府が十分なる確信なく、一時の財源に應ずる爲めに此所得税外酒税の改正法案を出し、議會終了後國民黨の建議に基いて、朝野の人士を集めて税制の根本的改良を圖ると云ふ、此財政經濟會の議に付すると云ふ御趣意であるならば、何故に此案を吾々と共に一年猶豫して、他の諸税との均衡を圖り、地方税との關係を明かにする所の完全なる法案とすることに同意せざるかは吾々の疑問とする所である(「國防計畫をどうする」と呼ぶ者あり)屢々すれば辱かしめらる此所得税と云へる重大なる國民多數に關係し、財政の上に於ては國庫收入中樞を成す所の名譽税所得税に向つて屢々法規を改正すると云ふことは、所得税の權威を害する所以であつて、吾々は屢々之を改正することに同意致すことが出來ませぬ(「選擧法はどうだ」「國防計畫はどうする」「後で聽けば分る」と呼ぶ者あり)故に吾々の現行所得税法案に向つて改正を加へて、一年他の全般の改正の審議を待つと云ふことに對して――吾々の案は此所にありますが茲に朗讀の代りに速記者に與へまして、之を速記錄に於て諸君の御批評を仰ぐことゝ致します、次に之を一年延期した結果として、國庫收入の上に於て缺陷を生じ之が爲めに國防計畫の進行を妨げると云ふ議論は、唯今も此席からも出ました、之に對して一言申したいのは、政府は此增税案を通過するが爲めに、增税と國防計畫とを相關係さしたと云ふことは政府の政略として宜しうございませう、政府の政略の爲め國防計畫と增税計畫を關聯さしたと云ふ政略的意味に於ては、私異論は申しませぬ、去りながら何故に所得税以下の增税を必要としたかと云へば、國防計畫の爲めではありませぬ、私は茲に再び申す國防計畫の爲めに增税致したのではありませぬ(「のう／＼」と呼ぶ者あり)若し大正九年度の豫算に於て、更に新規の事業新規の經費が無く、一面國庫の收入に於て、此國防計畫に屬する經費を出す途がなく、已むを得ず增税を致したと云ふならば、或は此增税は國防計畫の爲めと云へやう、去りながら諸君御承知の如く、大正九年度に於ける歳入の中、前年度の剩餘金を除き公債募集を除き、自然增收――諸税の自然に增收せらるゝものは、一億四千八百萬圓政府が之を何に用ゐて居りますか、政府は一億四千八百萬圓と云へる――大正八年度には現れませぬ、大正九年度に於て新たに國庫に得た所の確實なる此自然增收を、何故に國防計畫に使はなかつたか(拍手起る「ひや／＼」と呼ぶ者あり)此一億四千八百萬圓と云へる新たなる收入をば他の事業に用ゐ物價騰貴に伴ふ經費に用ゐて、而して足らざるが故に國防計畫の爲めに、所得税以下を茲に改正して國民の負擔を增すと云ふことは、政府が增税を通過する爲めの口實としては宜からう(拍手起る)若し吾々が斯樣に編成したならばどうか國庫の自然增收一億四千八百……(此時發言する者多し)

○議長(大岡育造君)　靜肅に……

○町田忠治君　國庫の增收一億四千八百萬圓を先づ國防計畫に振向けて、其足らざるが爲めに增税をしたと云ふの形式を執つたならば、即ち物價騰貴の爲めに、茲に增收をしたと云ふ結論に至るぢやないか(「ひや／＼」「うー／＼」と呼び拍手する者あり)故に吾々は此增收計畫は、國防計畫の爲めの增税とは申しませぬ、又物價騰貴の爲めに起る增税とは申しませぬ、公平に言へば……(「それでは何だ」と呼ぶ者あり)公平に言へば、國庫の歳出歳入均衡を得ざるが爲めに茲に已むを得ずして增税計畫を致したと云ふことは當然であります(拍手する者あり「他の計畫を全部廢止するのか」「議長に叱られて居るぢやないか」と呼ぶ者あり)若し私の國防計畫の爲めに增税したものでないと云ふ意見に對して、今後政友會諸君が茲に私の演說を反駁される時に方つて此趣意を明にして頂戴すれば宜しい、吾々は收支均衡の宜しきを得、平均を得ざるが爲めに增税計畫を致したと云ふことの趣意には同意する、若し國防計畫の爲めに、增税計畫を出したと云ふ論理が茲に生ずるならば、それと同時に物價騰貴の爲めに、增税計畫を生じたと云ふ理論も同時に成立つのであります(拍手する者あり「それも一つだ」「同じぢやないか」と呼ぶ者あり)殊に此增税案に對して私の遺憾と致しまするのは、政府が折角茲に提出したる此所得税案、昨年の六月既に大體の案を作つて、半年以上審議熟考の上に、綜合課税主義を實行するが爲めに此議會に提出した、此案に向つて、更に政友會の修正意見に基き、綜合課税主義に依て得る所の收入三四千萬圓を減じて、之を更に源泉課税主義に依て得る所の法人所謂三千數百萬圓を加へて、折角出した所の綜合課税主義の根柢を打破つた、此政友會の修正案に同意せられたと云ふことに對しては、吾々は政府の意の在る所を知るに苦しむのみならず(拍手する者あり)此案に對する眞意此に滅したと思ひます、若し此案が政友會諸君の手に出でず、吾々反對黨から斯の如き修正案を出したと假定すれば、政府の税制改正の主義、綜合課税主義に依て茲に作りたる所の所得税改正法案の根柢を打崩すと云ふ趣意に依て政府之が爲めに議會を解散するか、若くは政府自ら辭職すると云ふ大問題であります(拍手起る「のう／＼」と呼ぶ者あり)私は遺憾ながら此改正案を見て、政友會に依て政府は不信任案を投ぜられた程の大問題であると考へる(拍手する者あり)此意味を以て私は所得税法案を一年延期致し、國民多數――之が負擔を受くる所の百數十萬、及現在の經濟社會の組織に向つて大變化を來す、此改正案を審議するが爲めに、一年猶豫し、假りに茲に生活難に苦しむ所の、千圓以下の者に對して免税をすると云ふ姑息ながら一時の機宜の手段として、現行所得税法を改正すると云ふ意見であります、而して之が爲めに失ふ所の五千二百萬圓の大正九年度に於ける財源の不足に對しては、大正十年以降に殘しました所の大正七年度の剩餘金、是等を以て一時補塡して、一年後に更に之を將來に渉り研究するも宜しい、若し之が爲めに財政の基礎鞏固ならすと云ふ御意見であつたならば、政府は戰時利得税を一年延期して、此收入に依ると云ふ案を提出せらるゝならば、吾々も此案に同意することに吝でありませぬ、此意味を以て吾々は延期し且つ其財源の不足を茲に補はんとするのが、吾々の本案に反對する所以であります、次に第十四の沖繩縣に對する酒税に關する法律案は委員會に於て他の委員から大體の理由を申述べた如く、要するに民度内地同樣にするに適せぬと云ふ爲めに、暫く本案に反對して、他日相當の時期を待つと云ふのが、其案に反對する大體の趣意であります次にもう一箇條は減債基金制を一時中止すると云ふ此案であります、此案に就きましては、其大體は昨日の委員會に於て申述べた通り、我日本公債の信用は明治二十二年以來元利償還資金を年々豫算に繰入れて、啻に利息のみならず、元金の一部を償還すると云へる二十年繼續したる此減債基金法案を、此際一時中止すると云ふことは、吾々が日本の公債政策の上に於て、更に研究を要する大問題と致したのであります、殊に御承知の如く、現今我公債の總額三十二億、内經濟社會の狀態に依て、近頃公債の價格は次第々々に下落致して居ります、而して今年の豫算に新たに募集すべき公債三億四千萬圓又借換を要する公債二億五千萬圓、本年度に於て兎も角も公債の募集せざるべからざるもの六億ございます、來年に於て又更に新たに募集すべきもの一億數千萬圓、今後數年打續き公債を新たに募集する必要あるのみならず、更に短期公債の借換を要する者が大正十四年に至る間凡そ十七億であります、年々公債の借換若くは新規募集に屬する者三四億の間に任ると思ひます、此際に減債基金制度を一時停止して、之が爲めに左なきだに下落しつゝある所の公債を更に下落せしむると云ふことは、財務當局者は如何にして之に同意せられ、之を發案せられたかと云ふことに對しては、吾々殆ど其眞意の在る所を解するに苦しむのであります(拍手する者あり)或は大正十四年度に於ける英國公債の償還は、在外正貨に依て決濟を致すことが出來ませう、併ながら減債基金制度は、在外公債を拂ふのを目的とするのではない、年々殖える所の公債を整理し、内外に於ける信用を維持するのは、此減債基金の制度に在るに拘らず、財政一時の便宜の爲めに、二十年來執り來つた新の公債政策の根本を打碎くと云ふことは、吾々の同意致すことの出來ぬ所であります、而して此減債基金を一時停止致したが爲めに三千萬圓を得て、政府之を豫算に繰入れてあるが、吾々は之を復活して、矢張三千萬圓を減債基金と爲し、之が爲めに財政上に起る所の缺陷三千萬圓は、他の方法に依て補塡致すと云ふ責任ある修正の意見である――此方法に對しては、他

日豫算總會にて他の委員より詳細に述ぶることゝ思ひますから、私は單に此減債基金制度を一時たりとも之を中止することは、我が公債政策の根本を打碎くと云ふ點に於て、大體に於て茲に反對の意見を表明して此壇を退きます（拍手起る）

〔參照〕

所得稅法中改正法律案

所得稅法中左ノ通改正ス

第二條第一項第三號中「千圓以下ノ金額千分ノ三十」ヲ削リ「千圓ヲ超ユル金額千分ノ四十乃至三千圓ヲ超ユル金額千分ノ七十」ヲ左ノ如ク改ム

千五百圓以下ノ金額　千分ノ二十
千五百圓ヲ超ユル金額　千分ノ三十
二千圓ヲ超ユル金額　千分ノ四十
三千圓ヲ超ユル金額　千分ノ五十五
四千圓ヲ超ユル金額　千分ノ七十

第四條ノ五第一項ヲ左ノ如ク改ム

第三種ノ所得ニ付前二條ノ規定ニ依リ算出シタル金額二千圓以下ナルトキハ二百圓ヲ其ノ所得ヨリ控除ス

第六條中「五百圓」ヲ「千圓」ニ改ム

附　則

本法ハ大正九年分所得稅ヨリ之ヲ適用ス

○議長（大岡育造君）　鵜澤總明君

〔法學博士鵜澤總明君登壇〕

○法學博士鵜澤總明君　諸君、私は委員長の報告に贊成を致すものであります、而して大體の立論は贊成の趣意を述ぶることに致しまして、其中に唯今の町田君の御意見と異なる所がありますれば、自然之に對しましては反對の意見も述べ、又同じやうな所は其儘にして置いて、贊成の意見は一向差支ないと思ふのであります、何となれば町田君の意見は、大體に於ては此主義此案には贊成である、あるが唯た假すに年を以てしたい、もう一年の年を以てするやうにと云ふことであつて、總ての稅制を調査した上に、此政府の案の通りならば、贊成するに吝かでないと云ふのであります、（「のう〳〵」と呼ふ者あり）此意味から見るならば、即ち贊成論であつて、反對論とは見られないのであります（「のう〳〵」と呼ふ者あり）先づ私共の意見と致しましては、所得稅法の極めて重大なる法律であつて、而も稅法の根本を成して居ることに就ては、町田君と全く同意見であります、併ながら斯の如き稅法を論ずる場合に當りましては、單に稅法の近い所のみから立論する譯には行かない、矢張國家の大勢から判斷をせねばならぬものであらうと思ふのであります、世界の大戰は漸く終熄致しまして、茲に平和條約の新たに成つて以來、優越な自覺して居ります所の各國民の努力と注意とは、何れも文明の努力に向つて進んで居るのであります、各國は國際聯盟の理想を實現すると同時に、何れも自國の向上發展を確實にすべき政策を執りまして、各方面の活躍を試みて居るのであります、けれども理想は現實と全然隔絶すべきものではなく、此場合に於ける向上發展は、建設を無視したる破壞ではないのであります、或は維新と言ひ或は革新と呼び、或は改造と唱へますけれども、是等は要するに向上發展でなければならぬのであり、又建設でなければならぬのであります、進步でなければならぬのであります、決して是は破壞でもなく尙更墮落でもないのである、そこで如何なる國家に取りましても、最も重要なる政策と云ふことになりますれば、世界大戰の前と後とに於て、必ず表裏相反するの變革を見るべきものではないのである、政策上の問題は澤山あるのである、所得稅と云ふものは、町田君の意見に依りますれば、單に國防問題に引付けて、極く研究を積まずして出したものであつて、大體の政策と何等關係のないやうな議論を立てられましたからして、此點に對しては一言して置く必要があるのであります、先づ我國に於きましても國防である、產業である、交通である、教育である即ち是は我黨の四大綱領として、常に重きを置いて居る所でございますが、是は矢張り依然として重要なる問題であるのである、そこで此國防問題の中に於て、如何なる者が今日の政府に在りましても、此重要なる問題を閑却する譯には行かぬのである、詰まり國防問題を閑却せずに、此問題に對する今日の世界の大勢に鑑みたる經綸と抱負あるに依て、始めて政府者は其地位に居ることが出來るのであります、唯今議題となつて居ります所の所得稅法改正法律案は、是等の大問題と離るべからざる關係を有つて居る重要法案である、大藏大臣の演說に依りますれば大正九年度の豫算中に於て、最も重要なる事業は國防の問題である、將來巨額の繼續費を要する、是等に對して確定的の財源を得るの必要がある爲めに、政府は今回新たに所得稅及酒稅に於て增收の計畫を定め、國防費の大部分は之を以て支辨することとしたが、尙ほ其不足する所に對しては、當分の中國債償還を停止して補足することにした、斯う云ふことになつて居るのであります、斯の如く此改正法律案は、大正九年度の財政計畫と致しまして、又我帝國の國防充實の財源と致しまして、最も緊急を要する收入の爲めの法律案であります、吾々の見る所を以てすれば、實に國防の爲めにする國家收入の財源を確實にする法律案たるのみならず、實に大戰後の向上發展を期するが爲めに、連帶しての國家の事に當らんとする吾々國民の責任觀念を、確實に中外に示さんとするの一大法案であります、（拍手起る）此度の大戰に於て吾々の得たる經驗は何であるかと云ふと、第一に亂暴なる破壞の事業を企る者に對する堅實なる防禦は、是非なからねばならぬと云ふことであります、第二には國民の文化と品格とを世界に諒解せしむるの捷徑は、國民が連帶したる責任觀念と一致したる努力とを以て、國家の事に當る場合に之を求むるの外はないと云ふことであります、それ故に國防の財源充實の爲めに所得稅改正法律案を出しまして、茲に我眞面目なる國民の納稅を求むると云ふことは、最も當を得たるものであると申さなければならぬのである（拍手起る）今日に於ても尙ほ大困難の中に陷つて、民生の平和安心を得ることの出來ない氣の毒な國があるのであります、又徒らに排外的の手段を弄しまして、他國の通商を妨げて居る所の隣國の民衆もあるのであります、一方には消極的に隣邦の危險となり、他の一方は積極的に、隣邦に敵意を向ける所の結果となる虞があるのであります、何れも秩序に對しまして無頓著極まる態度である、斯る大國に近接して居る所の結果は、決して國防を等閑に附する譯には參らぬのである、而して此場合に於ける國防に對しましては、是は世界聯盟の理想も又精神も、之を否定すべき筈はないのであります、此點は町田君に於て、國防と云ふことを唯だ所得稅に引付けて考へて居ると云ふのでありますから、さうでないと云ふことを明かにするのである、元來此國防の計畫と云ふものは、或は、西園寺、或は桂、或は大隈、寺內と云ふやうな內閣に於て、既に計畫をし決めて居る事ではあるけれども、之を充實する運びに至らなかつたのでありまして、之に對して今日我原內閣に於て、此完全なる所の計畫を完うすると云ふやうな次第である、そこで斯の如き重大なる國防計畫の爲めに、確實なる財源を得べき法案を立てまして、而も其財源は國民の精神的努力に俟つ所の所得稅に依らんとすると云ふ事柄は、私は最も時を得たるものであると言はなければならぬと思ふのである、（拍手起る）町田君の意見に依りますれば、此法律案を審査なすに當つて、一年間延期をせよ、斯う云ふことであります、而して其論ぜらるゝ所はどう云ふ事であるかと申しまするならば、是は稅法としては基本的の稅法であるから、愼重にしなければならぬと言ふが、苟も此政治に責任を持つて、政治の事に當る所の者は、所得稅法の若し基本的の稅法であると云ふことを知るならばです、政府が此度議會に提案するまでもない、諸君に於て非常に明白なる對案を以て之に對すべきでございまするけれど、其對案を示されてない、（拍手起る）唯に基本的のものであるから、延ばして呉れと云ふだけの意見に過ぎないのである、それからして斯の如きの唯だ延期論と云ふものは、案に對する反對論としては結構でございませうけれども、是が町田君の如き經綸ある者の言葉としては、受取ることの出來ぬ事である、（拍手起る）それから脫稅の法を講ずる、脫稅の法を合法的に許す法であると云ふ御言葉でございまするがです、是等の如きものは、實に吾吾から見まするならば、甚だ受取り難い言葉である尤も法律の出るに先だつて、其法律を潛らんとする所の不心得の者があるに違ひない、ないけれども、立法者は其潛る所の場合を豫想するよりも、國民が喜んで町田君の所謂良心に從つて、即ち此國家の重大なる稅を擔ふ、斯う云ふ考になるべき方法を、政府に於て執ると云ふことを第一に考へて居るのである（拍手起る）それ故に單に脫稅と云ふ極めて稀なる場合、又許すべからざる場合のみを見て、法律案を攻擊すると云ふことは甚だ當らざる事である、若し非常に脫稅を圖る者があり、所得稅を納むることを徒らに拒む者があると云ふことでござりまするならば、更に之に對して適當の處置を執れば宜しいのである、吾々の見る所を以てしますれば、所得稅法改正法律案は、從來の稅法に對しましては、幾多進步の點を有する法案と信ずるのである、從來の稅法

は遂ね收税主義から出發を致しまして、國家が唯だ税金を收入すると云ふ見地から立案せられたるに反して、此法律案は國民の責任觀念に愬へ、負擔力の大小輕重に鑑み、公平なる負擔の均衡を標準と致しまして、一は以て國民の道義心に依り、一は以て社會政策の運用を試んとして居るのである、町田君の言ふ所に依りますれば、是は經濟界に對して非常なる變動を及ぼす、斯う云ふことを申して居るのでござりまするけれども、此變動はあるに違ひない、ないが、其變動は全體の上からも見、又個人の上からも見、又富を積んで居る者、積まざる者の上からも見なければならぬのである、成程一部の富豪階級に對しましては、例へば百萬圓二百萬圓の所得のあるに拘らず、僅に三四百圓の所得税を納めて居つたと云ふやうな人に對しましては、是は大變動であるかも知れないのであるけれども、斯の如く僅かの法を潜つて居る所の一部の者に變動が有りましても、全體の上に於て變動が無いと云ふことでありましたならば、是は決して急激變化と謂ふべきではないのである、（拍手起る）先づ此全體から見て、此改正案を得んと欲する所の金額を問へば、委員長の報告の如くに、先づ九年度に於て二億一千一百七十一萬二千三百四十一圓、吾々の修正に依りますれば二億一千百六十七萬八千七百五圓、平年度に於ては二億三千三百七十九萬九千四百八十二圓、吾々の修正に依れば二億三千七百九十二萬五千五百九十二圓であるそこで此場合に今日までの現行の所得税法と、それから此戰時利得税とに依て得まする所の收入、此合計と云ふものゝ數字は今知ることは出來ないのでござりまするけれども、大體に就て想像しましても、今日此得んと欲する所の金額の總體に對しましては或は是よりも優つても少くあると云ふことは無いのである、即ち此全體から見ますると、決して此急激の變化ではないのである、斯の如く戰時利得税の經驗を有して居りまする所の我民度に對しましては、此税法案に於て得んと欲する所の金額は、頗る妥當なるものであると申さなければならぬと思ふのであります、唯だ富豪階級の少數者に對しては、多少の急激の變化であるかも知れない、併ながら是等の人人に對しましては決して不能を責めるのではないのである、進んで國家の爲めに公平なる負擔をせしむるに外ならぬのである、吾々と雖もです、總て制度の上に於て急激の變化と云ふことは、有機的の、類集團の良果を結ばないと云ふことを、承知して居る所の一人であります、（拍手起る）故に若し改正案に依て得んとする所の税額が、全體に於て現狀と比して非常に急激であると云ふならば、是は考慮すべき事柄であるけれども、決してさうではない、吾々の見る所を以てすれば、全體の上から見るならば、平均の取れたる所の案でござりまして、所謂漸を履んで堅氷至るの順序を經たるものである、是は決して突然のものでもなければ、急激のものでもないのであります、即ち此意味に於きましては、貧者に緩に富者に急であるかも知れないけれども、此點は寧ろ歡迎すべきものであらうと私は考へるのである、而して此政府原案の理想としたる所の法人に對しまして、從來の源泉課税を廢し、而して益金を株主又は社員等に配當したる場合に、個人の綜合課税にすると云ふやうな委員長の說明、是等の如き事、それから又留保所得に課税することにしたる事柄、運用資本に對する利廻り年八分を超過するときは、其超過の割合に應じて超過累進率を適用することとしたるが如き、又個人の所得に付きましては、從來課税したる所得と法人より受ける配當金賞與金を、綜合課税することゝしたるが如き、或は現行の六百圓未滿と云ふものを更に百圓引上げまして――五百圓未滿を更に百圓引上げまして、六百圓未滿の所得に所得税を課せないと云ふことにしたる點、六千圓以下の所得者に對しまして、殊に勤勞所得に對する控除の步合を多く致しまして、三千圓以下の所得者に對しましては、同居の家族中老幼不具者を有する場合には、所得金額中からして、一人に付て五十圓乃至百圓を引くことが出來る、是は委員長報告の如く、其結果と致しましては、免税點を千圓に繰上げたると同一の結果を生ずると云ふが如き事柄は、是は所謂社會政策の運用を試みて、今日或は懸念せられて居る所の階級戰を未然に防ぐことを圖ると共に、納税者の責任觀念を活潑ならしめんとしたる事に存して居ると、私は思ふのであります（拍手）そこで此政府の原案として吾々が見る場合に於ても頗る經綸に富んで居る所の良法案として、吾々は讚を呈するに吝ならぬものであります（「のう〳〵」と呼ふ者あり）所が之に對しまして委員長の報告して居りまする修正案は、原案に於きまする不備な點を更に補正致しまして、總ての不備を略々除いたものであらうと私は考へるのであります、（拍手）是は町田君の言ふ所に依れば、却て綜合課税の原則を破つた、或は其外二三の點を述べられたやうでございまするけれども、吾々は寧ろ此綜合課税の本旨に、近づかんとしたる改正案であると云ふことを信じて居るのであります、凡そ税法にしても、法律にしても、立法事業に於て單に一本槍の主義を貫くと云ふことは極めて困難な事である、又一本槍の主義を貫くと云ふ事柄が、必ずしも實際問題に於きまして、妥當な事ではないのであります、吾々は一面に於きまして眞理を希求すると共に、一面に於きましては確實性に依て動くのである、眞理である、理想であるからと云うて、直ちに其の所に赴く譯には行かない、先づ此の確實と云ふ問題から一歩々々に進むのが、即ち最も國家の政策に對しても安全なことであると考へるのであります、（拍手）故に一つの主義を執つた、何故に其の主義を貫かぬかと云ふのは、書生論である、非常に財界に苦勞して居る所の町田君の言とも思はれないのであります、（拍手）吾々は固より國家民生の生活問題に就きましては、深甚の注意を拂つて居るのであります、如何にしてか此の貧富の懸隔を去るやうにしたい、社會階級戰をどうしたならば、防止することが出來るかと云ふことには、固より努力を吝まないのであります、而して此の所得税の改正法律案は、是等の問題に對しましても、大に考慮を拂つて居ると云ふ點は爭はれないのである、現に憲政會以外の他の諸君は總て此の案に贊成をせられて居ると云ふことを以て見ても分るのであります、（拍手起る）それから町田君の言はれました所では、會社の株主に對し、或は會社の重役等が金を借りる場合に於ては其借金に對して二割の免除をして居るが、農民に對して農民が產業の爲めに必要なる金を借りる場合に、何故に免税せざるかと云ふやうな御議論があつたやうでありますが、是は何れ政府から詳しい御答辯もあらうと思ひますけれども、吾々の承知して居る所に依れば、現に農民の必要なる借財に對しては、所得税は免除せられて居るのであります、（「のう〳〵」と呼ふ者あり）更に又本案の第十七條の四項に於ても、產業組合の貯金等に對しては、固より此税を免じて居るのでございますから、是等の點を合せて考へまするならば、決して此法案は農民に對しても、何事をも圖らないと云ふのではない、大に圖つて居るのであります、（拍手起る）殊に修正案は政府原案の第七十三條第七十四條を削り、第七十七條に一部の修正を加へたのでござります、是は政府原案の理想精神を達すべき爲めに、極めて必要なる修正であります、政府原案は、國民の殊に此大戰後に於て覺醒したる責任觀念に訴へて、國民の事は國民に於て解決せんとする崇高なる、道義心に求むる所非常に深いものがあると、私は本案を讀むのである、（「さうである」と呼ふ者あり）然るに徵税の方法に於ては舊套を脫すことが出來ずして、或は帳簿物件の檢査を強要して見たり、檢事も敢てすることの出來ない家宅搜索の實權を、税務署長なり又は其代理官に與へんとしたる如き、或は又認定額と申告額との差額の五割に相當する金額や催告に要したる費用を、納税義務者から徵收するやうな規定を設けたる如き、是は實に苛酷千萬な話である、又祕密漏洩者に對して、或は恰も刑法第百三條に於けると同一の體刑を科せんと致しまして現行法の三十圓以下の罰金と云ふものを一躍して、六月以下の懲役にも處し得ると云ふやうなことに規定致しましたのは、單に祕密漏洩と云ふ點に於て權衡を取らんとしたる形式立法でござりまして、是は本案の爲めには、甚だ遺憾な所であるのであります是等の點に關しまして、我黨並に友黨諸君の修正は政府の原案をして、所謂其本に復らしめたるものでありまして、深く民情を酌量したる修正と申すべきものであらうと思ふのであります、是は申すまでもない事であるが、税務官の處置に對しまして、徒らに誅求すると云ふ觀念を除いて、税は國民が進んで納むるものである、斯う云ふやうな考を養成することは、極めて必要であるのでございます、是は程明道の言葉にも關雎麟趾の意ありて、然る後周官の法度行ふべしと云ふやうなことがあるやうに、單に刑律に依て、或は帳簿物件の檢査に依て、税を取らうと云ふやうな考は是は舊い考である、之を改めました事柄は、非常に此法律に於ての誅求の精神を避けまして、國民が其實力に應じて、喜んで納税するの精神を發揮せしむると云ふことに導く階段となることゝ信ずるのであります、先づ此所得税案に對しまして私の述ぶる所は、是だけの事でございますが、是以外に於きまする所の法律案に對し、或は二讀會

を開くべからず或は減債基金等の問題もございますが、是等は何れ豫算案の時に於て、深く討議せらるべき問題であらうと思ひますから、私は是等に渉ることを避けまして、本案に對しましては、委員長の報告を是認せらるゝことを諸君に御願をする次第であります（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 本田恒之君

〔本田恒之君登壇、拍手起る〕

○本田恒之君 唯今鵜澤君の御演說を拜聽致しまして、洵に高尙な理論を廻られた點に就きまして、私は感服致しました、實は鵜澤君が非常に學者であつて、常に高尙なる理論を研究せられて居ると云ふことは豫て承つて居ります、で其高尙なる理論を直ちに此現在の政治に適用したことを實は伺ひたかつたのでありますが、仰せらるゝ事が多くは抽象的で、其今御話になつて居る事は、此所得稅法案を研究致しまするに付てどれだけの關係があるかと云ふことは、恐らくは茫乎として捉へることが出來なかつたであらうと思ひます、（拍手起る）鵜澤君の仰せられました中に、一體所得稅などは喜んで出すべきものである、是は私が町田君もさう言はれましたが、如何にも所得稅と云ふやうな法律は、人民に誅求せずに、人民の方から進んで喜んで納稅するやうな風を作りたいと云ふ御希望は、私も寔に御同感であります、併ながら鵜澤君は法律家でありますから、特に鵜澤君の御意見に對して私は御伺したいと思ひまする事は、法律を制定するには所謂黄金世界、人間の文明が極點に達したる時代を想像して法律を作ると云ふことは出來ませぬ、法律は其時の事情に相當したる、時弊を救ふに足るだけの法律を拵へなければならぬ、今日本に於ける納稅關係が如何になつて居りますか、鵜澤君の御希望の如く、人民が進んで稅を納めると云ふことを希望すると云ふ點に於きましては、私共鵜澤君と同一の感覺を持ちまするけれども、今の我國に於ける納稅狀態は如何になつて居る、例へば所得稅で申しましても、所得稅の納稅者と徵稅吏員との紛爭と云ふものは、此徵稅の時期に於て年々絕へない所の顯著の事實ではありませぬかそれ故に法律を作りまする以上は、其法律が相當に行はれるだけの用意と云ふものはしなければならぬ決して之を以て人民に對して、苛斂誅求の道具に供すると云ふ譯ではありませぬ、若し人民に狡猾の奴が居つて、此納稅の義務を免れんとする者があつたならば、是は免れることの出來ないと云ふだけの用意はしなければならぬ、是は立法致しまする時分の重大なる私は用意であらうと思ふ、然るにさう云ふ脫稅と云ふ誹がある、此原案に對しまして、脫稅の嫌があると言つて反對論者は頻りに攻擊するけれども、さう云ふ事を一體心配すべきものではないと言はれるのが、鵜澤君が第一に吾々に加へられた所の反論でありますが、吾々は左樣に思はない、既に一つの法律を設けて、之を以て人民に臨む以上は、此法律が相當に行はるべく、人民に公平に行はれるやうな効果を生ずべき所の規定を必要と考へるのである、如何なる法律を作りましても、其法律が穴だらけ、疵だらけであつて、之を實行して其目的を達することが出來ないと云ふ法律であつたならば、是はどうしても此法律を施行しやうと云ふのは亂暴至極の話である、吾々は第一に此政府が出しました所得稅法案に付て、大なる缺點と思ひますのはそれであつたのです、此政府が改正を試みんと致して居る法案の主義に向つて、必ずしも私共は反對ではない、（「贊成し給ひ」と呼ふ者あり）併ながら此法案を見れば、如何にも杜撰疎漏に致しまして、甚しき缺點のあると云ふことを發見致しました、其中の主なるものを擧げますれば二つであります、脫稅に付て主なるものを擧げますれば二つであります、第一は政友會諸君も御同感でありました所の、富豪が脫稅を圖る、詰まり財產管理會社と云ふやうなものを拵へまして、富豪が脫稅を圖る、所謂合法的脫稅を圖ると云ふ事が、どうも爲し得て餘地のある法案でありますから、非常に憂ひたのであります、此點に付きましては、政友會諸君でも至極吾々と御同感であつて、昨日政友會を代表した所の山本悌二郎君が之を修正せらるゝに當りまして、即ち超過稅の率を上げ若くは留保金に對する課稅の率を上げられるに付て此富豪の脫稅を防禦すると云ふ御說明を以て修正せられたと云ふ點から見まして、政友會諸君も確に此富豪の脫稅と云ふことを虞れた點に於きましては、吾々と御同感であつたのです、（「贊成し給へ」と呼ふ者あり）此點から見ましても、鵜澤君が唯今脫稅があるからと云ふ缺點を吾々が攻擊したに對して、御反駁になりましたのは、私が之を反駁するよりも鵜澤君が言はれるより以前に、山本悌二郎君に依て明かに此點に缺點のあると云ふことを證明せられて居るのであります、是で假りに富豪の脫稅は防ぐことが出來たと致しましても、今一つ大なる脫稅を爲し得べき缺點がある、それは無記名株式に對しまする此配當金の歸著點である、現行法に依りましても或は政友會諸君が修正せられても、其點には觸れて居りませぬが無記名株の配當金と云ふものは、如何にして課稅するかと云ふことに對しまして、政府の說明に依れば、それは株金の配當を受取りに來た者を所有者と認めて、それに課稅すると云ふことであります、でございますれば、さうするより外に方法はありますまい、現在に於きましては――是が私共は、必ず盛に脫稅が行はれる手段であると云ふことを申すのであります、此點に付きまして脫稅が行はれるが何とせられる、此脫稅を如何にして防ぐか、例へば甲が所有して居ります所の株劵を、乙丙丁に分けまして此配當金を取りに參りますならば、乙丙丁の住所姓名を書いて其者に課稅を致しましても、此人は或は無資產であるか、或は其受取りました金高が免稅點以下になりまして、遂に脫稅すると云ふ結果に至ると云ふことは、是は必ず認められる所の此法案の決點であります、其點に對しまして大藏大臣の御說明に依て見れば、一體其無記名株劵と云ふものは、日本では日本興業銀行株以外には、無記名株劵と云ふものは無いのであるから、さう云ふことがあつても大した事はあるまい、深く憂ふるに足りないと云ふことの委員會に於ての大藏大臣の御說明でありますけれども、是は實に呑氣な御說明で、私は實に驚いたのであります、我國の法律に依りますれば、今日記名式になつて居ります株劵を、何時でも株主の請求に依りまして、無記名に爲すことが出來ると云ふことが、商法に規定してあるのであります、大藏大臣は無記名株式と云ふものは、日本興業銀行の株のみであるから、縱し脫稅を圖る者があつても、大した事はなからうぢやないかと云ふので、呑氣に構へて居りますけれども、若しも是が巧に利用せられて、脫稅を圖り得ると云ふことが明かになりましたならば、世間滔々此壟に倣ふ者が多くなるであらう、さう致しますれば、一面から申しますれば、株式は何時でも無記名に爲すことが出來ると云ふ商法の規定があります、以上は、現在に於てこそ日本興業銀行の株のみが無記名であるからと云つて是で安心をして居る譯には行きますまいと思ひます左樣致しますれば、此點を如何に防禦するかと云ふことに就きましては商法とも關係がある、私共も實は折角政府が出しました所の此新稅法案でありますから、出來るならば相當なる修正を加へて之に協贊を與へたいと云ふ考を致して居りますけれども、斯の如き大なる缺點は、唯だ單に此法律を改めたのみでは改め切れない、商法とも關係がありますから是と共に修正するに非ざれば、此目的を達する事は出來ませぬ、鵜澤先生の法律上の豐富なる智識を以て御更正になりましても、御修正になりましても、此商法の嚴乎たる規稅を如何ともすることは出來ないさう致しまして商法は改正し惡いのでありますから吾々が委員會に於て之を主張し、大藏大臣も其缺點は認めながらも、僅に日本興業一つしか無いのであるから、大したことはあるまいと云ふ、洵に樂觀的の御答辯になつたのでありますけれども、政友會の諸君の修正は、必ず此に出るだらうと思つて居つたにも拘らず、此點には觸れて居りませぬ是は觸れることが出來ないのである、然らば諸君は些少の缺點は有つても仕方がないではないか、中々困難な事柄であるから缺點は缺點として、一つやらうぢやないかと云ふやうな調子で、大藏當局者其他贊成諸君は言はれたやうでありますけれども、私は立法と云ふものは、さう云ふ輕々にやるべきものであるまいと思ふ、人間が作ります法律でありますから、完全無缺と思つて行ひましても「實際に行つて見ますれば誠に支障が起り易いものである、それであるのに未だ行はざる中に、明かに大なる穴があり、大なる瑾があると云ふことが見えて居るにも拘らず、多分斯う云ふ瑾を利用し、斯の如き穴を利用するやうな惡い者は、國民にはあるまいと云ふ考を以て法律を施行すると云ふに至つては、私は無責任極まる行動であると思ふ（拍手起る）それで私の考では、之を今直ぐに修正して實行しやうと云ふのは無理です、誰かやつても出來ないことだ、で吾々は少くとも他の經濟上の關係を離れまして、唯だ斯う云ふ點からのみ考へて見ましても、之を急いで實行するよりも、更に愼重なる審議を遂げて、然る後ち行つた方が國家に及ぼす弊害が少ない、斯う云ふ考を起した譯であります、次には此法律を實行致しますれば、株式の流通性と云ふことを失ひます、と云ふのは記名株

券に對しましては、規定にあります如く、株式名簿の所有者に綜合致しまして課税するのが、政府の方針のやうでございますが、果して然らば、從來我國に行はれて居ります所の、白紙委任狀の習慣と云ふものは全く沒却されることになる、御承知の通り、我國に於きましては、數十年來白紙委任狀を以ちまして、株式を賣買すると云ふ一の商慣習が行はれまして、此商習慣は最初は其効力如何は、法律家間に餘程問題になつて居りましてございますけれども、實際上便利にして、商取引の敏活を助ける手段でございますから、遂に今日に至りましては、裁判所も之を認めまして、有効なる法律行爲となつて居ります、白紙委任狀に依て、株券が賣買され、流通取引されて居ると云ふことは現在の事實であります、我國に於て多くの株式が日々取引賣買されるに當りまして、一々會社へ行つて名前替をして、而して後に賣買されると云ふやうな取引をして居る狀態は一つも無からうと考へる、私の少なき智識に依りましても、此白紙委任狀を付けて賣買し、又白紙委任狀が附いた儘で、或る期間と云ふものは流通致しまして、どうしても自己の名義にしなければならぬ時に至つて、始めて會社に行つて名前を切替へると云ふのが今日の實際の有樣であります、此習慣は洵に好い習慣、商取引を敏活ならしめ、洵に自然にもう慣れ切つて居る習慣でありますが、此改正案に依て見ますと、株式名簿の所有者に對して、綜合利得稅を課するのでありますから、一旦自分が株を他に賣却致しました以上は、其日に於て會社に抵つて株式名義を切替へるにあらずんば、賣買と云ふものは成立ちませぬ、若しも之を白紙委任狀に依て賣買して居りましたならば、株は一年前に自分の手から離れて居るに拘らず、稅金だけは矢張自分に綜合して徵收せられると云ふ不都合なる結果を惹起します、故に其日に共に會社へ行つて、名前替をしなければ賣買が行はれぬと云ふやうな窮屈な結果になる、是は我國の商取引の敏活を妨げる甚しき事實であらうと思ひます、一體稅を取ると云ふ一法律を作る爲めに貴ぶべき永く保存すべき所の、商習慣を打破るやうな結果を來すと云ふのは、實は冠履顚倒本末を誤つた仕事であらうと、私は考へる、（拍手起る）斯樣な重要な點を攻究しなければならない、然らばそれは如何にすれば宜いかと云ふ點に就きましては、政府當局と雖も、或は此案に賛成せられる諸君と雖も、嘗て其御意見を委員會に於て承つたことは無いのであります、私は經濟上の意見などは姑く別と致しまして單に缺點と云ふ方から擧げて見まして、二つ算へました所の缺點に對して、政府當局と雖も明確な答辯を爲すことが出來ない、唯今の如き流通性を奪ふと云ふ重大なる瑕瑾がある點に就て、それは斯うすれば宜いと云ふ意見が、賛成の諸君にも無ければ、政府當局にも無いのであります、諸君が左樣な窮屈な從來の商取引の習慣を打破つても、商業の敏活を缺いても、差支ないと云ふ御意見であるならば、格別であるが、若しさう云ふ御意見でないと致しますれば、確に此法案と云ふものは、其點を妨害すべき所の案ではありませぬか、斯樣な點を如何に更正するか、私も其更正に就ての意見を持ちませぬ、尙ほ研究を重ねない以上は適當なる意見を考出しませぬ政府當局も何等の意見も無い賛成の諸君も此點に就て何等の意見を是まで御說明を承つた事もありませぬさう致しますと、此法案に喰著いて居つて拭ふ事の出來ない、動かすことの出來ない所の一大缺點である、斯う云ふ缺點を含んで居る法案をば、輕々に之を看過しなければならぬと云ふのは、私は無責任とも呑氣とも批評のしやうがないのである、（拍手起る）どうも此點に對して、私は如何にも遺憾に考へますのは、昨日委員會に於きまする政府當局の態度であります、政府當局は此案に對して、どう云ふ態度を執られた先程町田君から多少の批評がありましたが、更に私は此點に對する感想を申上げて見ますれば、原總理大臣の言はれることは、此法案は本年の議會を終ると共に、開會する豫定である所の稅制整理の調査會に此法律を掛けて、調査すると云ふことを明言せられたのであります、此法律は本年四月一日より實施すると云ふことが、附則に明言してあります然るに原總理大臣は、本議會を終ると共に開會する希望を持つて居ります所の、稅制整理委員會の審査に付して、更に此法案を調査すると云ふことを明言されたのである、誰方か仰せになりましたやうに、中々一國の大法律でありませう、此所得稅法の革命的の改革でありませう、革命的の改革であると云ふ程の大法律を未だ施行せざる以前に於て、時に之を稅制整理委員會で調査をしなければならぬと云ふ程の左樣な缺點短所の多き法案と云ふことを當局は認めましたならば、何故に之を此議會に於て、是非共通過させなければならぬと云ふ理由がございませうか、私は如何にも此點に就て原總理大臣の態度と云ふのは如何なる考で居られるか、一體斯の如き大法案を出すと云ふ以上は、政府は確乎たる自信の上に、何者と雖も此法案に伺つて、指を染めることを許さないと云ふ大決心を以て提案せられるのが當然でありませぬか、然るに法案を提案しながら、此實施をするや否や開かれる所の稅制整理委員會と申しますが、其委員の手に付して之を更に審査するものである草案を審査せられるならば私は宜しい、私は結構賛成致しますが、既に國家の法律として實施致したものを實施するや、否や直ちに稅制整理委員會に之を付さなければならぬと云ふ程、それ程瑕瑾多き法案を此帝國議會に提出せられるに至つては私は非立憲極まる行動であると言はなければならぬ（拍手起る）又大藏大臣の此案に對する態度は如何である、政友會の山本君が出した所の修正案と云ふものは、隨分手厳しい、政府與黨が改正案を修正すると云ふやうな事に、斯の如き甚しき修正を加へられたと云ふことは、殆ど我國に於ては曾て無い例であらうと思ひます、（拍手起る）先刻御話もありましたる如く、（「驚いたらう」と呼ぶ者あり）殆ど此權利の根本を變更すると云ふやうな重大なる修正に對しまして大藏大臣は何と言つて居る誠に修正は妥當である、妥當であると思ひますから、政府は之に賛成をする殆ど根本に觸れて骨拔きになる程に（「のう〳〵」と呼ぶ者あり）重大なる修正を加へて居るに對しまして、政府は其修正が妥當であるとは何事である、（拍手起る、「大藏大臣辭職すべし」と呼ぶ者あり）實に國家の政治を弄ぶ事焉より甚しきは無いと考へる（拍手起る）大藏大臣の御說明に依りますれば吾々の質問に對して、一向明確なる答辯を爲すことが出來ぬ、而して骨拔になる程の大修正を自己の黨派から加へられて、而して其加へられた修正が妥當である然らば大藏大臣政府內閣の閣員と云ふものは如何なる責任を以て此法案を出したか、（拍手起る）唯一時を瞞著せんが爲めに此法案を出したのであるか、確乎たる自信の上に出したと致しまするならば其根本的に打破られる程の修正に向つて、何故に政府は同意をしたか、殆ど無責任極まる行動ではありませぬか、（拍手起る）其外此法案に對する細かなる（「一生意氣を言ふな」と呼ぶ者あり）缺點を指摘致しますれば、まだ數限りありますまい、併ながら今日の場合は小なる缺點を指摘する場合でありませぬ、ありませぬが、どうしても、此主義の一貫しないと云ふ點に就きましては、是は町田君の言はれる通りであります、又町田君も言はれまするし、鵜澤君も此一貫しない點に就て御同意になつて居る、鵜澤君は一貫しなくても差支ないと言はれる、吾々は此源泉課稅主義を綜合課稅主義に改めるならば何故主義を一貫せぬかと云ふのが攻擊で有ます、（「一貫の必要が無い」と呼ぶ者あり）一貫の必要が無いと云ふのは、此法案の主義が支離滅裂であります、一貫主義が無いと云ふならば、諸君と云ふものは何の爲めに此改正をやつたかと云ふことを自滅させる御議論であります、（拍手起る）又どうも株券を買入れるに就て爲したる所の借金の利子として引くならば、田畑を借入れるに就ての借金の利子も、引くが相當でないかと云ふ町田君の御議論と云ふものは誠に結構な御議論と思ふ、此點に對して鵜澤君は、それは田畑を買入れるに就ても、何か引いて居ると云ふ御意見があつたやうでありますけれども、是は實に大なる事實に遠ざかつて居る御意見であります斯樣な事は無い、現在に於いてありませぬ鵜澤君は學者であつて、抽象的の御話を爲さる時分には、誠に立派でありますけれども偶々實際に觸れると直ぐ斯う云ふ間違が起つて來る、（拍手起る）斯う云ふ譯でありまして、吾々は徒らに此法案の根本より反對すると云ふ態度を執るのでない、（「出來るものか」と呼ぶ者あり）政府の計畫する如き、政府の提出する如き、主義を賛成するのである、賛成するが故に、此主義を徹底させる爲めに其瑕疵を取り除いて而して後に之を實行しやうと云ふので有ます（「反對せんが爲めの反對」と呼ぶ者あり）諸君がわい〳〵騷がれた所が、諸君が自己の行動に向つて唾すると同じだ吾々は之に賛成する諸君が、此政府案に反對する態度を執られて居るのであります、如何にも此政府の此案に對する態度、諸君が此案に對する行動一時を瞞過せんと試みると云ふ誹りを免れぬと思ひますから、私は本案に對して反對の意見を提出致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　小川鄕太郎君。

〔法學博士小川鄕太郎君登壇、拍手起る〕

○法學博士小川鄕太郎君　私は少し咽喉を痛めて居りますので、御聽苦しくあるでありませうけれども少しく御辛抱を願ひます、國民負擔の重大なる問題でありますから、私は病を押して出たのであります（「謹聽」と呼ふ者あり）私は委員長の報告せられました通りに、今議題になつて居ります總ての問題に賛成しやうと思ふのであります、問題は澤山あるやうでありますが、主として增税問題は減債基金の問題であります、先づ增税問題に就て一言致します增税問題は所得税と酒の税が問題でありますが、酒の税に就きましては餘り議論が無い、是は增收を圖る目的でありまするが、總ての黨派で、正當なものであると認められて居りますから私は之を論じませぬ、主として玆に論議しやうと思ひまするものは、所得税法であります、でその所得税の內容に入りまして議論をします前に、私は玆に一言する必要ありと認めます、それは唯今町田君に依て御議論のありました、此增税と國防費の充實と云ふことの關係であります、政府は國防の充實を圖る爲めに此增税案を提案したのである、町田君は之に反して、物價騰貴に因る經費の增加を支辨せんが爲めに此增税案が出たのである、（「のう〳〵」「言はない」「默れ」「曲解するな」「曲解しちやいかぬ」と呼ふ者あり）町田君は少くとも自然增收があれば……（「違ふ」と呼ふ者あり議場騷然）

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○法學博士小川鄕太郎君　自然增收を以て——自然增收費を以て國防費の充實に充てゝ然るべしだ、斯ふ云ふやうな話であります、併し私が玆にどちらの論に味方をするのではありませぬが、公平に此豫算等を考へて見ますと云ふと、町田君の話の通り、自然增收のある事は明かであります、併ながら此自然增收と云ふものは、全體何から來ましたかと申しますと云ふと、それは矢張此物價騰貴と云ふ事から來て居るのである、（拍手）で物價騰貴と云ふ事が……（「さうぢやありませぬ」「默れ」と呼ふ者あり）物價騰貴があるから其自然增收があるので、自然增收に依る所の自然增收と云ふものと、物價騰貴に因る所の經費の增加と云ふことは、是は兩方差引いて見なければならぬものと思ひます、而して國防の充實を認める以上は玆に平年に於きまして一億六千五百萬圓の經費が要るのであります、（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）苟も國防の充實を認めるならば、一億六千五百萬圓の增加と云ふものは、承認しなければならないのであります（拍手）其一億六千五百萬圓の其財源に就ては、增税に依るに非ざれば出來ないのであります、（拍手）是は自然增收に依ては出來ないのであります、自然增收と云ふものゝ依て來る所の物價騰貴と云ふものを認めるならば、又他方面に物價騰貴に因る他の經費の增加を認めなければならぬものでありますから、是は兩方共引いて見なければならぬのであります、それ故に國防の——國防充實と云ふものを認めざれば則ち已む、苟も之を認める以上は、此增税と云ふものを承認しなければならならぬと思ふのであります、（「徹底しない」「憲政會無責任だ」「ロヂックに合つて居れば仕樣がないだらう」と呼ふ者あり）次に私は所得税の內容に入りまして、少しく研究して見ます、此の所得税の改正案は、私の見る所に依りまするど云ふと、最も此增收を圖ると同時に、社會政策の目的を行はうとして居るものである、政府も增收を圖ると共に負擔の均衡を圖ると云ふのは、卽ち社會政策の意味である、是が改正法の根本精神であります、それでありますから、私は此改正法案の根本精神と云ふことに就て論議しなければならないのであります、改正法案の根本精神と云ふものが、負擔の均衡を圖る社會政策の意味に於てするものであると云ふことは何に於て一番現れて居るかと言ひまずと云ふと、法人の所得に對する源泉課税を廢して、綜合課税を取ると云ふ事になるものであります、是が一つの點であります（「其通り」と呼ふ者あり）そこで此點に就て唯今議論がありますので、私は實は此綜合課税主義とか源泉課税主義とか云ふのは、意義を明かにするのは必要ないと思つて居つた、然る所唯今町田君の御演說を聽いて見ますと云ふと、其源泉課税であるとか、綜合課税とか云ふ意義が、非常に不明瞭であると云ふことを發見したのであります、町田君は此修正案と云ふものは、綜合課税主義を破つて源泉主義と云ふものを加味したと斯う云ふ風に御演說がありましたが、私は財政經濟に明るい町田君の言としては、實に不可解の事であると思ふのであります、そこでさう云ふやうな御話がある以上は、源泉課税とは何ぞやと云ふことの勢い說明せざるを得なくなるのであります、町田君は此の法人の超過所得税留保所得税の率を上げたと云ふこと、源泉課税主義を玆に加へて來たのであると斯う御話になつたのでありますが、それは私は承服することは出來ないのであります、（「左樣でありますか」と呼ふ者あり）源泉課税と申しますのは、會社の配當に屬すべきものを、會社で徵收するから源泉課税でありまして、綜合課税は其配當を取つたものを個人の他の所得に綜合するに依て、綜合課税主義と云ふのであります其問題となつて居る所の源泉であると云ふものは——源泉課税と云ふやうなもの、其配當に關する分のみであります、所が町田君の御話は、配當以外の留保金、並に超過所得と云ふものに就て御話でありますから是は源泉課税問題とは沒交涉の話であります、それで有ますから此法案は——改正法案は修正せられたりと雖も一方綜合課税主義と云ふものを改めて源泉課税主義に退步したものであると云ふことは言へない、さう云ふ事を言ふ者は非常な誤つた議論であると云ふ事を私は叫ぶのであります、（「學校ぢやありませぬ、生徒は一人も居らぬ」と呼ふ者あり）是は今の論點の非常な重大なる點でありますから述べたのであります、それから（「學校の生徒」と呼ふ者あり）昨日の委員會でも御話があつたやうですが一年延期論の根據と致しまして、綜合課税主義を執る以上は、何も所得税に限つた譯ではない、他の税制整理をするのであるから、其時にやつて宜いと云ふやうな御議論がありましたが、是も實は綜合所得税と云ふものが、全體どう云ふのであるかと云ふことを能く御了解にならない說ではないかと思ふのであります、綜合課税と云ふものは、實は所得税法に於て言ふべき事である、地租であるとか營業税であるとか云ふものは元々綜合課税に觸れたものではないです、そんなものは——（拍手起る）それから尙ほ此綜合所得課税と云ふものは、此改正法案に於て始めて玆に現れたのであると云ふ事は、それは間違であります、現に今日の現行法に於きましても、綜合所得課税法を或點に於て採つて居る、卽ち吾々が玆に土地を有し、或は營業を爲し、或は勤勞所得を得て居る、或は貸金をして居る、預金をして居る、さう云ふやうなものは、皆な個人の所得として、綜合して課税せられて居るのであります、それから株劵に就きましても、實は外國の會社から得る所の配當金と云ふものは、今日に於ても既に綜合せられて居るのであります、所が、此綜合課税主義に於きまして、日本は今一つの非常なる缺點があると云ふことは、有價證劵に對する所の利益であります、其利益が綜合せられて居ないのでありまして、今日の改正法案と云ふものは、此點に於て大なる改正を加へられて、會社の利益の配當と云ふものを、個人の所得に綜合すると云ふことになつたのであります、此點に於きまして、此改正法案は非常なる進步を爲して居るのであります、（拍手起る「のう〳〵」と呼ふ者あり）是は會社の配當と申しますが實は今日は經濟が發達致しまして會社が大變澤山に出來て居りますので、さうして個人の財產と云ふものは、株劵其他の有價證劵に多く投資せられて居りますから、之を綜合して課税しませぬと云ふと、日本の所得税は大なる部分を逸れて居るのである、然るに今回の改正法案は之を取込んで課税しやうとするのでありますから、現代の經濟事情から申しますと云ふと、是は非常なる進步と言はなければならぬ、（拍手起る）所が私は玆に極めて公平に申します、此有價證劵の利益と云ふものを個人の所得に綜合すると致しまして、會社のものは皆な行きましたが、所謂第二種所得税と致しまして、公債社債と云ふやうなものゝ利子を綜合して課税しませぬと云ふのは是は確に論理の貫徹を缺いて居ります、此點に於て私は町田君と同じ說を持つて居ります此事は私は委員會に於きまして大藏大臣と盛に論議した點であります、併ながら私は之が一貫しないと云ふ事は、所得税法の缺點であるとして之を悲しむ者でありますが併し之が屆かないからと云つて町田君のやうに、會社の利益配當と云ふものを綜合するまでいかぬと云ふ論理は出來ないと思ふのであります、（「いかぬとは言はない」と呼ふ者あり）町田君も綜合主義に就ては大體賛成であると云ふ事を言はれたのである其賛成と云ふ事は、全體を貫徹する上に於ても賛成であるが併ながら現行法よりは一步進んで綜合主義を貫徹するに近づいたものは、是は矢張町田君と雖も、賛成せられなければならぬ事であると思ふのであります、（拍手起る）私は此改正案と云ふものは、吾々の理想として居る完全無缺のものであるとは認めぬ、それは或點に於て論理一貫を缺いて居ると思ひますが、現行法よりは遙に進んだものであつて、而かも今日の社會が株式會社時代になつて居りますから、其利益

の配當を總くしたと致しますれば、もう既に八割九割まてに、現代經濟社會に對して、綜合主義が行はれて居ると言つて然るべしと思ふのであります、（拍手起る）此點に於て私は改正法案に就て贊成を表する所であります、町田君は財政に能く通じて居らつしやいますので、綜合主義と云ふものを御贊成になる以上は、どうしても論理の結果は、私の所まで來なければならぬことであると思ふのであります、（拍手起る）次に斯の如く綜合課税主義を採りました以上現行法の缺點に大分補はれて居りますが、玆に一つの問題は、富豪の脱税と云ふことであります、富豪が唯今御話になりました通りに、株式を所有するやうな會社を持ちまして、所謂財產管理會社と云ふやうなものを設けますと云ふと、實は改正法案に依りますと脱税が出來ると思ふのであります、私は此點に於て町田君と同じやうな考で、實は委員會に於きまして、十分強い質問をしたのであります、其時に政府當局者は、どうも是は例外の例外であるから已むを得ないであらうと、其例外と云ふものは之を認められたのであります、併ながら私等の考と致しましては、是は實は例外に非ずして、終には普通の例となりはしないかと疑つたのであります、所で富豪が財產管理會社と云ふやうなものを設けて、合法の脱税を行ふと云ふことは、どうしても是は防止しなければならないと云ふので、多少私は意見を付して質問を致しましたが、之を防止すると云ふことになりますと云ふと、配當をしない殘りのもの詰り留保所得と云ふやうなものを重く課けるやうにしますと云ふと、其脱税は餘程防がれるのであります、此點に就きまして政府當局と隨分議論致しましたが、小川と云ふ人間は、どうも留保所得に税を重く課けると云ふ考を持つて居るがそれはいかぬ、それはいかぬと云ふので、政府委員は頑强に之を主張せられたのであります、（「其通り」と呼ふ者あり）所が今回吾々委員會に於きましては、此點に非常な修正を加へまして、留保所得金に對しては、非常な重い累進率を課けることにしたのであります、其最も高きは百分の三十に及んだ譯であります、是は改正法案から見ますと云ふと、實に非常なる差であります此點に就きまして、大藏大臣は此修正案に贊成の意を表せられたのであります、私は大藏當局者が此場合に於きまして、十分な讓歩を致されましたる其大

雅量に對しまして、敬意を表する者であります、さう云ふ風で留保所得税を重くし、又超過所得税を重くすると云ふことに依りまして、此改正法案の缺陷と云ふものは、餘程防がれたのであります、唯今も脱税々々と云ふことに就て、本田君も非常に盛に攻擊されましたが、それは改正法案の話でありまして修正案はさうでない、本田君に修正案を御覽になつたかならぬかを私は疑ふ、修正案は吾々は苦心してそれを防いで居る、政府も贊成をして居るのであるそれ故に吾々は此修正案に贊成せんとするものであります、町田君は此委員會の修正を以て、惡化であると云はれました、併し私は町田君の聰明なる、此案を十分に御覽になつて、さう云ふ判斷が出來たのかどうかを疑ふのであります、只今も申しました通り、富豪の脱税防止と云ふことは、或點に於て、或程度に於て防止することが出來たとするならば、之を惡化と云ふことは出來ないと思ふのです、町田君は此點を見遁されたのでありませうか、若し見遁されぬのならば、惡化と云ふ批評は下らぬと思ふのであります、（「のう〱」と呼ふ者あり）それからもう一つ脱税に就ての話が本田君から起りましたから、私は此場合に於て一言論及しやうと思ひます、無記名株券に依る所の脱税でありますが、是は私は或程度に於て起るだらうと思ひます、併ながら財產管理會社に依る脱税の如きは、さう甚しく行はれまいと思ふのです、何となれば無記名株券と云ふものは、配當を取る場合に於て之を摑へますからして、其配當を受ける人間が氏名を詐ると云ふことはあり得ませう、それは脱税になるかも知れませぬ、併ながら其氏名を詐つて、自ら其氏名を申告する人間が税を拂はなければならぬと云ふのでありますから、誰でも木偶の坊の如く、俺は株を持つて居るのであるとして、申告するやうな者は無くなるだらうと思ふ、有つてもそれは小僧見たやうな或僅なものでありまして、非常に脱税が行はれまして、此所得税の大なる缺陷であると云ふことは、私は出來ないと思ふのです、脱税も到底一つも無いやうに防ぐことは出來ませぬので、多少防ぐことが出來て居るならば私は是は耐へるとしなければならぬ、本田君の此方面に於ける攻擊と云ふものは、私は十分要點に觸れて居ないと思ふのであります、それから次に私は此所得税法の改正が、富豪に重く課けると同時に、中

以下の人に輕く課ける方針で進んで居ることを申したい、此點は町田君も御認めになつて居つたやうであります、即ち勤勞所得と云ふやうなものゝ控除の步合を多くしたことやの、それから子供、老人、不具者廢疾者のある場合に、一人に付て幾らかの所得を引いて居る如き、皆な其個人の事情に適應致しまして、課税をすると云ふ精神で出來て居りますので殊に此中以下の階級に緩になるものであると思ふのであります、是は町田君と雖も、之を認められて居るのでありまして、私が玆に喋々する必要はないと思ふのであります、其點は憲政會の方で今回出されました所の――出されましたかどうか知りませぬが町田君の御辯明の、千圓以下のものだけを除くと云ふことゝ較べて見ますると云ふと、改正案修正案の方が進んで居るのであります、（拍手）なぜなれば千圓以下のものは除くと致しましても、子供や、老人や、不具者、廢疾者と云ふやうなものは、町田君の案では斟酌は出來ませぬのでありますから、（「憲政會の提案を御覽なさい」と呼ふ者あり）例へば千二百圓の者が爰にありまして、老人や子供などを五人位持つて居りますと云ふと、而かもそれは勤勞所得であつたならば、今度は千二百圓でも免税されるのであります、町田君の案では、それは免税が出來ないと思ふのであります、だから町田君の論理を以て致しますれば、今日の經濟狀態に於て生活が進んで居る、さうして中以下の人間に同情するとしたならば、此改正案修正案の方が遙に進んで居るのであります、故に吾々は此法案に贊成しなければならぬのであります、又もう一つ私の議論をしたいのは此改正案修正案は、大體に於きまして中以下の者に率が少なくなつて居るのであります、成程改正案は三千圓から二萬圓の方面に於て、現行法より累進率を高く致しましたが、修正案はそれを全體に低くしましたのでありますから、此中產階級と云ふものは所得税法の改正に依て、非常に輕き負擔をすることになるのであります、（拍手する者あり）此點は改正法案よりは修正案の方が、尙ほ一層進んで居るのであります、町田君は是に至て尙ほ修正案が惡化したと言ふのでありませうか、（拍手する者あり）若し惡化したと言ふならば、吾々の修正案を認めない――能く見ないものであると私は斷言して憚らぬものであります、（拍手する者あり）斯の如く……（

「簡單」と呼ふ者あり）それからもう一つ序でありますが、町田君は此改正案には、課税の手續に於て犯罪人を搜査するやうな事をするので、甚だ不都合極まると云ふやうな反對說がありましたが、それは前にも他の方が御話になりました通りに、其點は全く直されて居るのであります、さうしますると云ふと修正案は富豪の脱税を防止する點に於て、改正案よりは更に進步し累進税率と云ふものを柔にすることに依て、中以下の人間に輕く課税すると云ふことで更に進步をして居るのであります、尙ほ徵税の手續に於きまして、町田君の心配せられるやうな事を除いたのに於きまして、又進步をして居るのであります、町田君は斯う云ふやうな點を少しも考へられないで、修正案と云ふものは惡化して居ると言ふのは是は非常な亂暴な批評であると思ふのであります（拍手する者あり）町田君が修正案は惡化したと云ふ唯一の論點は、配當金に對する二割の控除をするに在るらしうございます、成程此點は御說のやうなことも言ひ得ると思ふのであります、併ながら私は此點が一貫して居ないと云ふことを認めます、個人行爲に於きましては借金の利子を引かぬと云ふことは、是は一般論としては言へぬのでありまして、澀澤君が農民の方の利子は、差引くかの如き御論をなさつたやうに聽きましたが、それは私は間違ぢやなからうかと思ふので、是は私の聽間違かとも思ふ、（「のうのう」「はつきり言ひ給へ」と呼ふ者あり）併ながら是は町田君が農民に就て御話になりましたが、農民には限らぬので、商工業者でも皆なさうである（「さう〱其通り」と呼ふ者あり）唯だ私は此點に就て非常に吾々が冷靜に考へなければならぬと思ふのであります、それで此修正は御承知の通りに、株券を買ふのに、銀行から金を借りて居る、銀行の利子は拂はなければならぬし、それを差引かれないで、配當全體に課するのは酷であらうと云ふことから、爰に斯う云ふやうな修正案が起つたのである、其二割を引いて宜いか、一割を引いて宜いかと云ふことは、是は事實の問題でありますが、併し吾々の爰に冷靜に考へなければならぬ事は、株の此配當金と云ふものは、改正法案に依りますと、明白に是は課せられぬのです、大抵是は逃げられるのです所が、商工業者農民等が其所得を申告するやうになりますと、法律は利子は差引かれぬとして居りまし

ても、事實其收入の計算と云ふものは、幾許か懸値があるのでありますから此株式配當と云ふものは、今回の法律に依れば、殆ど一錢一厘を隱すことが出來ぬやうになると思ふのであります、そこで私は普通の商工業及農業の方面に於ける利子の差引と云ふものと、株券だけを持つて居る場合の利子と云ふものを差引くや否やと云ふことは、日本の現狀に照して、大に斟酌を加へなければならぬと思ふのであります（拍手起る）さう云ふ風に斟酌をしましたならば、此改正案と云ふものは、町田君の言ふやうな結論にはなるまいと思ふのであります、（「ひや／＼」と呼ふ者あり）此點を以て修正案が非常に惡化したと云ふことは、どうしても是は言へないと思ふのであります、（拍手起る）是は普通の人が議論せられるならば私は申しませぬけれども、町田君のやうな議會内に於ける財政通が斯う云ふことを仰しやつては、私も一言せざるを得ないのであります（拍手起る「ひや／＼」「大分上手になつたね」「もう宜からう」「謹聽々々」と呼ふ者あり）色々論點はありますが、餘に瑣細な點は述べる必要は無からうと思ひますで、今まで論じました所から考へて見ましても、改正法案は現行法よりは一歩進んだものであり修正案は更に一歩を進めたものであると云ふことを結論することが出來ると思ふのであります、其一番肝腎な點は今も申しました所の富豪に重く課して、中以下の人に輕く課すると云ふことである、此精神を忘れてはいかぬのであります（「分つた／＼」と呼ふ者あり）町田君の此案に依りますると、それがさうならぬのでありまして、（「のう／＼」と呼ふ者あり）今日株式會社を立てゝ脫稅すると云ふことを認めながら、此點に於て何等の修正を加へやうとはせられないのでありまして、唯だ僅に免稅點とか云ふやうな瑣末な點を提げて爰に改正案を出されて居りますので、吾々の贊成しやうとする修正案と比較して見ますと云ふと、是は天地の差であります、（拍手起る）諸君は富豪に重く課して、中以下の者は輕く課すると云ふことを御笑になりますけれども、憲政會の案に依れば、富豪に輕く課して、さうして怪まぬと云ふことになるのであります、（拍手起る）是は非常に重大なる點であります、町田君其他の御議論に依て拜承致しました通りに、今日の經濟界の變動に依て、貧富の懸絶は激しくなつたのであります、それは町田君の御說の通りであります、さう云ふ場合に於てこそ、富者に益々重く課して、貧者の方に輕く課すると云ふ方法を執らなければならぬのであります、（拍手起る）此點に贊成をせられるならば、吾々の此修正案に贊成せられなければならぬと思ふのであります、（拍手起る「のう／＼」と呼ふ者あり）それを贊成せられないからして斯の如き議論が起つて來るのである（「顏色なし」と呼ふ者あり）今日諸君……（「君の意見は何だ」「默れ」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます――靜肅に願ひます。

〔「もう降りろ／＼」「君の修正ぢやないぞ」と呼ふ者あり〕

○法學博士小川鄕太郎君　委員會の修正に贊成して居ります、（「君の修正ぢやない委員會の修正だ」「默れ」「やるべし／＼」と呼ふ者あり）今日は（「止せ／＼」「やるべし」「謹聽謹聽」「判つた判つた」「議會に恥を曝すな」と呼ふ者あり）諸君―諸君（笑聲起る）今日は（「もう判つた／＼」と呼ふ者あり）是は國民負擔の重大問題であります、愼重に審議しなければならぬのです。

〔「小川君憲政會の奴等に教育してやれ」と呼ふ者あり、笑聲起る〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○法學博士小川鄕太郎君　私は必ずしも憲政會を攻擊するのではありませぬ、唯だ公平なる見地に於て此改正案修正案、玆に憲政會の執つて居られる案を批評したに過ぎぬのであります、（拍手起る）私は決して憲政會を攻擊するのではありませぬが憲政會が攻擊されるやうな案を出されて居れば、仕方がない（拍手起る）之を要するに今日は此經濟界の變動から致しまして、日本には非常な金持が出來て居ります、憲政會の方にも出來て居りませう、而してそれに關聯致しまして、勞働問題とか、色々過激思想とか入つて來まして、人心が動搖して居る時であります（「成程」と呼ふ者あり）此人心が動搖して居る時です、所得稅法の改正と云ふものは、最も當を得たものである（拍手起る）私は此所得稅法に依てです社會政策的に富豪も押へるやうに逃しはせぬ、而して貧民に輕く課すると云ふやうな、或は貧民を免稅すると云ふやうな此精神と云ふものはです、稅法の正理と云ふものを此に表白するものでありまして、之に依て民心の動搖と云ふものは、或る程度に於いて防げるものと思ふのであります、（拍手起る「憲政會は空論の徒なり」「何を云ふか」と呼ふ者あり）彼の普通選擧を彼の普通選擧を唱道せられるのも――普通選擧を唱道せらるゝのも、此富豪政治に反感を有つて居る結果だと思ふのであります、（「ひや／＼」と呼ふ者あり）今此所得稅法に依て富豪を押へやうとして居るのは、正しく諸君の普通選擧と云ふものと、其根柢の精神を同じくして居るのである、（拍手起る）諸君は片方に普通選擧を唱道して居つて、而もそれと同じ精神に築上げられた所得稅の改正法案修正案に反對せられるとは、是れ實に矛盾ではありますまいか、（拍手起る）諸君が若し民心を思ひ、庶民階級を思うて、其間に立論せらるゝならばどうしても、此所得稅法の改正案修正案に贊成せられなければならぬのであります、（拍手起る）私は（「無用々々」「もう大抵で宜い」「謹聽々々」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○法學博士小川鄕太郎君　私は――私は或人を攻擊するのではありませぬ、議論を議論として論じて居るのであります、私は所得稅法に對する問題は是で打切ります（「御苦勞」と呼ふ者あり）唯だ一言此減債基金に就て申して置きます、（「もう止せよ」「謹聽」と呼ふ者あり）減債基金の繰入の中止と云ふことは、私は贊成致します、私は議論と致しまして、此減債基金と云ふものは餘り必要の無いものと思つて居るのであります、そこで復た引用するやうでありますが、此減債基金制度に向つて、第一番に鐵槌を下した者は誰であるのかと、斯う私は歷史で見ますると、是は憲政會內閣であります、（拍手起る）其當時の若槻藏相は、減債基金五千萬圓を三千萬圓に減らすと云ふことに付て、非常に論議せられたのであります、其議論は……（「時代が違ふ」と呼ふ者あり）御聽きなさい、其議論は左の手で公債を起して居つて、右の手で公債を拂ふとは何事であるか、いかぬと斯う云ふ論理を以て、減債基金の此減額を主張せられたと思ふのであります、其論理です、――其論理を以て此際に臨みましたならば、正しく是は中止せなければならぬのであります、（拍手起る）町田君は、公債を起すことが大變澤山であると云ふことを非常に主張せられまして、公債を起すの困難を說かれます、然らば公債を起すの困難がある場合には、償還をせずに置けばそれだけは、必要が無いことになるのであります、それでありますから、其議論は丁度若槻藏相か數年前に言はれたことが、ぴつしり中るのであります、（「君の意見を言ひ給へ」と呼ふ者あり）私の意見は減債基金中止に贊成である、それから是は又實際の問題と致しまして、減債基金を繰入れて置きまして、どう云ふことになるかと言ひますれば元本の償還であります、是は傳統的の政策と致しまして、大正十四年に滿期となるべき英貨公債、――四分五厘附の英貨公債と云ふものを拂ふことになるのであります、所が今日四分五厘の公債を拂つてさうして公債を募りますと云ふと中々四分五厘では出來ないのでありまするから、町田君の政策を遂行しました時分には、安い利子の公債を拂つて、高い利子の公債を募れと云ふことであります、（拍手起る）斯の如き不經濟な話は無いと思ふのであります、（拍手起る）さう云ふやうな理由で、私は今日此減債基金と云ふものゝ繰入を中止すると云ふのは、最も當を得たものであつて憲政會の執つた從來の歷史から申しましても、此機會に於て正しくさう云ふ風な策を執らなければならぬものであると思ふのであります、斯の如く致しまして、私は政府案に贊成をするものであります。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　議長。

○議長（大岡育造君）　岩崎君。

○岩崎勳君　第一讀會に於ては、此程度を以て討論終結の動議を提出致します。

〔「贊成々々」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　討論終結の動議が出ました、即ち岩崎君の動議の如く、第一讀會を此程度に止めて、更に第二讀會に移る爲めに、玆に討論終結を唱へると云ふことであります（「贊成々々」と呼ふ者あり）贊成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

〔「大多數」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　大多數、仍て討論は終結になりました、所得稅法改正法律案、所得稅法の施行に關する法律案、明治四十一年法律第二十四號中改正法律案、國債償還資金の繰入を爲さゝることに關す

る法律案、此中に四十一年法律第二十四號に關して高木君の御通告があつたやうですが、是はどう云ふことでありますか。

〔「討論終結になりました」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　所得税ですか、どつちですか

〔「沖繩縣の分」と呼ふ者あり〕

○高木正年君　法律第二十四號の……

〔「討論終結になりました」と呼ふ者あり、議場騷然〕

○議長（大岡育造君）　是は討論終結の動議は、所得税に就てであります。

〔「のう〳〵」と呼ふ者あり〕

○岩崎勳君　全體に就てであります。

〔「のう〳〵」「全體の第一讀會だ」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　議長は其積りで諮りましたが

〔「議長公平」と呼ふ者あり〕

○岩崎勳君　改めて申します、此增税案に關する七件全體に就て第一讀會の討論終結の動議を出したのであります。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　如何ですか、（「議題は全部に亘つて居る」と呼ふ者あり）此間に於きまして、或は私の宣言か明瞭を缺いて居つたかも知れませぬが（「のう〳〵明瞭々々」と呼ふ者あり）專ら所得税に就ての意味でありました併ながら討論された時分には、關聯して居りましたから、即ち町田君も、減債基金に就て論議をせられ、（「議論は關聯して居る」と呼ふ者あり）小川君もせられましたからして、私の宣告が或は徹底しなかつたかも知れないのであります、此事に就きましては、諸君に御諮りを申して、更に宣告するより外に、今途中で修正の仕樣がないのであります、（「議長公平なり」と呼ふ者あり）即ち議長の宣告を明瞭にする爲に、岩崎君の動議の趣意をもう一度述べて貰うて、それで決を採ります。

〔「前のはどうなつた」「所決は取消しですか」と呼ふ者あり〕

○岩崎勳君　日程第九號乃至第十五號の七件の第一讀會に於ては、此程度に於て討論終結の動議を提出するのであります。

〔「贊成々々」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　さうすると斯う云ふ事に終つて宜しうございますか、日程の數で行けば、第九、第十乃十四、十五に就て、是だけで決定するのでありますか。

○岩崎勳君　全體一括を願ひたい。

○議長（大岡育造君）　一括ですか。

〔「七案一括」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　酒造税が殘つて居るではありませぬか——酒造税は討論になつて居らぬではありませぬか。

○岩崎勳君　皆一括して討論終結の……

○三木武吉君　議長。

○議長（大岡育造君）　唯今宣告中であります。

○三木武吉君　議事の進行に關する緊急動議があります、まだ酒造税が議題になつて居らぬ、議題となつて居らぬものを討論終結とはどう云ふことでありますか、酒造税の方には修正案が出て居ります。

○議長（大岡育造君）　唯今の岩崎君の動議は——日程第九より第十五に至る各案は此程度に於て第一讀會に於ける討論を終結するの動議を出した。

○岩崎勳君　左樣であります。

○議長（大岡育造君）　即ち之を問題として決を採ります、岩崎君の動議に贊成の諸君の起立を求めます

〔贊成者起立〕

○議長（大岡育造君）　多數。

〔「異議あり異議あり」と呼ふ者あり〕

○三木武吉君　唯今の採決に對して異議があります議長は一旦岩崎君の動議に對して採決をなさつて、決定の御宣告になつた、其後復た突如として岩崎君の動議に對して宣告を爲し、議場に諮つて採決をせられた、前の動議に對する決定は一體どうなさる御考でありますか。

○議長（大岡育造君）　前に決定をした時に、議長の宣告が十分徹底せずして、岩崎君の動議の趣意が明瞭されざることに歸著するが故に、更に宣明して諸君の決を採つたのであります。

〔「明瞭々々」と呼ふ者あり〕

○小山松壽君　議長の御宣告が徹底せざるが故に、更に岩崎君の動議に付て採決したと云ふならば、前の議長の御宣告は誤れりと云ふことを御表白になるのでありますか。

○議長（大岡育造君）　左樣でございます。

○小山松壽君　誤つたと云ふのでありますか。

○議長（大岡育造君）　左樣でございます——右の諸案の、第二讀會を移すべしと云ふ諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○議長（大岡育造君）　多數仍て第二讀會に移します

○岩崎勳君　日程第九乃至十五の法律案に就きましては、直ちに其第二讀會を開かれんことを望みます

〔「贊成」「贊成」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て第二讀會を開きます。先づ所得税法改正法律案を議題と致します。

所得税法改正法律案　第二讀會

○議長（大岡育造君）　此所得税に就ては修正の動議があります、即ち大口喜六君の登壇を希望します。

〔大口喜六君登壇〕

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　時間の延長を希望致します。

○議長（大岡育造君）　此諸案、即ち日程第十五に至るまでの諸案の議了するまで時間を延長致します。

○大口喜六君　唯今議題になつて居ります問題中に於きまして、所得税法改正法律案並に酒造税改正法律案に對しまして、私共から修正意見を提出致してあります、仍て聊か此場合に於きまして其趣旨の在る所の說明を致したいと存じます、私共は所得税法に就きましても、大體に於きましては政府の提案の趣意を認めるものであります、併ながら其各條に亘りまして研究を致して見ますると云ふと、頗る修正を要すべしと考ふる所の點が多々あるのであります元來此改正法律案を提出致されましたに付きましては、一方に於きまして國防充實の財源を得んが爲めではありまするが、又一方に於きましては此國民負擔の均衡を計り、併せて社會政策の一端を實行せんとせらるるのであります、勿論此點に對しましては私共は又政府の趣旨の在る所は之を認めて居るのでありますが、其程度並に方法等に至りましては頗る遺憾とすべき點が尠なからず、發見さるるのであります、其他多少此法律上に於きましても、不備の點があるやうに自分等は考へまするのであります元來私共は多年此財政税制の根本的整理を唱道して居る所の者であります、それが爲に前議會に於きましては、財政經濟に關しまする所の調査機關設置をも建議するに至つた次第でございまするが、幸に政府の容るる所となりまして、財政經濟調査會が出來ましたに就ては、爾來私共は切に此財政經濟調査會の調査に望を囑して居りました次第であります、然るに未だ何等此調査會に於て調査せられました結果として、税制の整理が實現して參りませぬのは、極めて遺憾に思つて居る所の次第であります、此精神から致しますれば、實は增税の餘儀なきことを認めまするに致しましても、出來得べくんば之を根本的税制の整理と共に斷行せられんことを私共は欲する者であります、併ながら原內閣總理大臣が當委員會に於て言明せられましたる所を承りますれば、既に政府に於かれましても、税制整理の時期に到達したるものと認められまして、近く其具體的成案を財政經濟調査會に提出せられ、幸に進捗するものは本期議會に提出せられ、遲きも來期議會に其全部を提案したいとの希望を以て、調査を進行して居りまするとふことを承りましたのであります、吾々は此總理大臣の責任ある言明が一日も早く實現されんことを希望して止まざる所の者であります、而して豫算に於きまして、吾々は既に國防計畫の大體を認めましたる以上は今申しまする如く、此所得税法に於ても、其大體を認めまするが當然であると考へまして、唯今大體に於ては、贊成を致した次第であるのであります、而して又一面に於ては、政府の提案になりました所の、此所得税法改正法律案なるものは、見樣に依りましては財政整理の一端とも見得べきものであらうと私共思ふのであります、此見地からして吾吾は多年唱道して居ります所の、自ら研究中の税制整理上の見地に鑑みまして、能く〳〵之を調査致したのであります、其結果、先刻申しまする通り種々遺憾なる點を發見するのでありますが、故に私共茲に修正案を提出するに至つた次第であります、而して此修正を致しまする所の箇所は隨分澤山ありまするので、既に印刷物と致しまして諸君の御手許に廻つて居る次第でありますが、其中の大部分は委員會に於て修正に相成りましたる部分と一致するのであります、即ち言ひ換へますれば、全部に亘りまして吾々は同意を致すのであります、併ながらです、それ以上に尚ほ一歩を進めて修正致したい、斯う云ふ趣意になるのであります、共吾々が修正を致さんとする——

委員會の修正以上に修正を致したく思ひまする部分は、概括致しますれば四つの主要なる點になるのであります、即ち私共の修正案中委員會の修正意見と同一になります部分――共通になります部分は既に第一讀會に於て大分論議し盡されたやうに考へまする、故に之に對して私は餘り此處で說明を致さない說明の煩を避けたいと思ふのであります、而して私共が特に提出致します所の四箇條の主要なる點に就て、先づ之を說明致して見たいと思ふのであります其四箇條の中の第一は政府原案の第五條に於きまして、法人所得の免除限度は原案に於きましては、法人の利益八朱以上の場合と定めてあるのでありますが、私共は之を引延ばしまして一割以上の場合と修正するのであります、是は我國現在の狀態に於て八朱と申します所の利益は決して多い利益と私共は思はないのであります、現に戰時利得税法に於てはどう云ふ風に定めてあるか、戰時利得税法に於ては、利益の一割と云ふものを以て法人の平時事業年度の平均所得金額と定めてあるのであります即ち現在行はれて居る所の戰時利得税に於ては、法人の利益と云ふものは一割が平時の事業年度の平均所得金額であると云ふことに現に認められて居るのであります然るに今回改まる所の所得税法に於ては、八朱と云ふことに之を引下げられて、八朱以上はそれに超過所得の税を取られると云ふことになる、是は現在の狀態に於ては甚だ不權衡な事であると私共考へるのであります、それに眞面目に事業を經營致します者は諸君も能く御經驗があります如く、決して最初から利益のあるものではありませぬ、最初は實に缺損をも忍びまして、苦心慘澹の曉に、漸く五朱か六朱の利益を得らるゝやうになるのでありまして、それから次第々々に七朱八朱となるのでありますが、適適八朱の利益を超ゆることになりますれば直に超過所得税を課せらるゝと云ふが如き事は、實に法人の經營者は勿論、其出資者たる者の痛苦は頗る烈しいものであらうと私共は思ふのであります、而して今日の狀態を見まするも現に信託預金を致しましても七朱五厘位な利廻にはなるのであります、又公債社債の利子を見まして、七朱から八朱位に廻るものが隨分今の世の中にはあるのであります、然るに一方に於て事業を致します者が借入金を致しますれば、八朱九朱の利息を取らるゝ世の中でありますが故に此邊から考へて見ましても餘り此會社の超過所得税を低き程度より取られると云ふことになりますれば事業を爲して苦むよりは、寧ろ信託預金でも致すか社債を持つて居つた方が宜い斯樣な觀念を國民が持つことになりますれば、實に我國產業の發展と云ふものは、頗る憂ふべきものがあらうと、私共は衷心憂へるのであります（拍手起る）或は斯の如くに申しまするど、それは此泡沫會社の如きものが勃興することは甚だ宜しくない、さう云ふ事があると甚だ宜しくないのであるから、左樣なものを抑ゆる必要がある、斯樣なる議論が出るかも知れないのでありますが、泡沫會社の如きものを經營する者は眞面目なる仕事を爲す者とは自ら別であります、泡沫會社の如きものゝ仕事を抑へやうと云ふならば所謂「プレミヤム」を取る事を商賣にして居る者、株券其物の賣買をして差金を儲けなければならないと云ふ如き者に對して、其税金を取る事を考へたら宜からうと私共は思ふのであります、適々眞面目なる事業を爲して積上げて來た所の利益に對して、八朱以上に於て超過所得税を取らるゝと云ふことは、今の我國の狀態に於ては、酷であらうと吾々は考へるのであります（拍手起る）殊に現在我國の狀態を見れば、熟心にして眞面目なる事業の勃興、並に其等のものの發展することを企圖しなければならぬ大切な時期であると考へるのであります、此時に當りましてはまだ利益の洵に少ない所の法人に對して出來得る限り負擔を輕からしむると云ふことが實に當然であると思ふのであります、勿論それが一割五分であるとか二割三割と云ふやうな大なる利益を得ることになりますれば、是は比較的重い負擔を課けても宜しいと思ふのであります、又吾々もそれを主張する者でありますが、まだ一割にも及ばない、即ち戰時利得税に於ては、平時に於ける普通の會社の利益と見て居る所の一割、それにも及ばざるものに對して超過所得税を取ると云ふことは、甚だ宜しくない、寧ろ是は保護獎勵すべき必要がありはしないかと吾々は思ふのであります、全體先刻も色々御議論があつたやうでありますが、法律が完全であるとか、完全でないとか、徹底するとか、徹底しないとか云ふ議論もあつたやうでありますが、勿論人間の拵へる法律でありますが故に、何處まで進めば法律が完全であるかと云ふことは、殆ど窺ふことは出來ないと思ふのであります、人間として出來得る限りの事を盡すより外に仕方がないのであります、私共は斯樣に考へて居るのであります、先刻も申します通り、泡沫會社の勃興であるとか、投機的精神が昂まつて來て困る、先刻も町田君も御話でありましたが如く農家の人々に投機心が出來て、彼の株を買つて見たり此株を買つて見たり、株の賣買で儲けやうとするが如きは、甚だ時勢に鑑みて宜しくない、吾々もそれは其通り思ふのであります、左樣なるものを抑へやうと云ふならば、嘗て委員會に於て政府委員から御說明がありました如く、亞米利加であるとか、普魯西であるとか云ふ國が行つて居るが如く、吾々人民の有ゆる利益に對して租税を課し、其代り有ゆる借金の利息を引いてやる、此處まで行かなくては私等は徹底するものではないと思ふのであります（拍手する者あり）どうしても私共やらなくてはならぬと思ふのであります、其處まで行くことの出來ない唯今の狀態でありましては、泡沫會社を抑へんとする手段の爲めに、眞面目なる會社を抑へるやうな事を爲して、泡沫會社を作つて「プレミアム」で儲けるか、又は或る株を買つて直ちに賣つて其間を儲けるか、所謂「スペクレーション」を爲す者に對しては一錢一厘の課税も課つて居ない、又課けない、然るに眞面目に事業を經營して、三年四年五年の苦心をして僅かに八朱を超える利益を得るに至れば、直に超過所得税を取られると云ふが如きは、餘程考一考しなくてはならない事柄であると考へるのであります（拍手する者あり）此點からして吾々は此會社の利得八朱と云ふものを一割に引上げる、一割を超した場合は、是は相當な超過所得税を取つても宜しい斯樣に私共は信ずる者であります、次に第二の要點であります、是は原案第十九條の修正であります即ち原案に於きましては、第三種の所得税の免税限度が六百圓以下と定めてあるのであります、之を私共は千圓に改めやうと云ふのであります、即ち第三種の所得税の免税限度を千圓に改めやうと云ふのであります、承る所に依りますれば、憲政會の諸君に於きましても、所得税法の改正を御提案になりまして、矢張此免税限度を千圓に改めたいと云ふ御提案のやうに承つて居りますが、併し之は現行法に對しての御修正であると思ひます、吾々のはさうではない、政府が今回提案された所の所得税法改正法律案中に於て、免税限度六百圓を千圓に改めやうと云ふのであります、是も申す迄もなく我國現今の狀態に鑑みて見ますれば、一箇年に六百圓と云ふ收入のある人は決して餘裕のある人ではありませぬ、成程政府案に於きましては、未成年の者であるとか、不具癈疾者と云ふやうな者が家庭にある場合には、其人に對しましては、其戶主の申告に依りまして、それぞれ所得を控除される恩典があるのでありますけれども、それに致しましても所得六百圓と云ふ人から租税を取ると云ふことは、唯今の物價騰貴の時代に方りましては隨分苦痛を與へることであります、御承知の如く我國に於て初めて所得税法が行はれましたのは明治二十年の三月であります、其時ですら免税の最低限度が三百圓であつたのであります、それから今日迄どれだけ經つて居るか、實に三十幾年と云ふ久しき時日を經過して居るのであります、其間に於ける時勢の變遷と云ふものは如何でありませう有ゆる物價と云ふものは五倍六倍、乃至は其頃に比べますれば十倍にもなつて居るのであります、それに又今回提案になりました所の原案を見ますると、最高限度の方はどうでありませう、唯今申すのは最低限度でありますが最高限度の方はどうでありませう、現行法に於きましては第三種所得税の最高限度と云ふものは、其累進率が二十萬圓を標準として出來たものであります、然るに今度の改正案ではどうであるか、一躍して最高限度八百萬圓を相像して居るではありませぬか、二十萬圓を相像したものが八百萬圓を相像して居る、然るに最低限度に於ては二十何年前に初めて所得税が出來た時に、最低限度三百圓であつたものが、今度提案されて漸く六百圓と云ふことは、餘りに其差を見ることが少いではなからうかと思ふのであります（拍手する者あり）それから六百圓と云ふ最低限度を、私が申しますやうに千圓と改めまするど、其税額は全體幾ら減ずるか、政府の收入は幾ら減ずるか、之を政府の出される參考書に依て取調べて見まするど、六百圓と云ふのを千圓と改めた所で其納税總額は僅に四百六萬六千二百六十圓であります、四百六萬圓と云へば、吾々から言へば大きな金であるが、政府の金から言へば餘り大きい金ではありませぬ、四百六萬六千二百六十圓の減收を認めれば、六百圓を千圓にすることが出來るのであります、而して此納税人數はどれ程ある

かと云ふことを調べて見ますと、是は大正八年度の現在に於て政府が調べたのでありますが故に、改正法に於ては多少の増加を見るでありませうが、大正八年度に於ける政府の調査に依れば、日本全國に於て所得税を納めて居る者の數が百三十八萬七千四百七十三人であります、而して千圓以下の所得の者が幾らであるかと云ふと、八十三萬六千八百六十五人でありまして、總人員の六割を占めて居るのであります、此比例で申しますと、我日本國に於て今回政府が收入されやうと云ふ所得税金額總計一億三千五百八十一萬千三百五十一圓、此中で僅に四百六萬六千二百六十圓を拋てば百三十八萬と云ふ大多數の日本國の納税者の六割の人に税を免ずることが出來るのであります（拍手する者あり）斯の如きことは實に社會政策の上から申しましても又徵税上の煩雜を避ける上に於きましても、極めて大切な事であると思ふのであります、以前には斯う云ふ議論もあつたやうに承知して居る、多い寡いは其人の財產に依て決めるが宜しいのであるけれども、國民には多少共幾分なりとも租税を負擔せしむると云ふことは、責任上宜しきものであらうと云ふやうな議論もあつたやうでありますが、今日の世界の大勢又我國に於ける議論、實際の上からは決してさう云ふ議論は行はれないであらうと思ふのであります、斯の如き者には租税を免じてやりますれば、大多數の者が所得税を免ぜられて、而して其減收金額は僅に四百有餘萬圓、斯の如き次第でありまするが故に、六百圓を千圓に改めると云ふことは、其差大なるが如くでありますが、決して國家の經濟から言はゞ大なるものではない、是はどうしても私共は實行することが、社會政策の上、又徵税上の煩を省く爲めにも、極めて大切な事であると信ずる次第であります、次に第三の點を少し述べて見たいと思ひます、第三の點は山林の所得に關する件であります、是は甚だ事小なるに似て居りますが、我國の山林家に取りましては、極めて大切なる事でありまして、此問題の如何に依りましては、我國の山林業者の盛衰に關しはせぬかと思ふまでに私は心配して居ります、即ち是は改正案の第十三條第一項の第三號に於て、山林の所得と書かれてありますのを、矢張現行法の主義を以ちまして、山林の所得は山林の伐採に依り又は伐採せしむるに依り云々と變へるのであります、此問題に對しましては、是まで政府委員などが述べられましたこと、並に此演壇に於て多少論議されました所を承りましても、少し事實に徹底せざる點があるやうに私は思ふのであります、現在に於ても山林業者と云ふものは、斯う云ふ風にして税を取られて居るのであります、地面の上に立つてある所の立木を伐つて之を賣れば勿論所得税を取られるのであります、又假令山林の木を伐つて賣らずとも、其木を伐らしむる目的を以て、立木の儘他人に讓渡した場合にも、税を取られて居ります、是は吾々も取つて宜からうと思ひます、或學者の議論を聽きますと、苗木などの關係もあるから、此税を取るのは少しく酷であると云ふことを、國家學會雜誌などで大分して居る人があるやうに拜見致しましたが、私が實際の上に是までは税を取つて宜しからうと思ひます、然るに父祖傳來の山林を、或事情の爲めに賣らなければならぬことに遭遇して、其者が立木の儘、山林の土地其儘に全體を他人に讓渡致しました場合でも、其利益を計算して所得税を取られるのであります、此位ゐ酷な話は無いのであります、政府はそれ程までにして税を取らずとも、何れ山林は伐るのでありますが故に、山林の木を伐つた場合に於て税を取つたならば、決して脱税の虞は無いと思ふ、ところが政府は何と言ふかと言へば、脱税の虞がある故に、唯今の如き場合に於いても、計算して税を取らなければならぬと申されるのである、私は是れは酷な事であると思ふのであります、さう云ふことになつて居りますが故に、行政訴訟が度々起りまして、其起りました都度政府は敗訴致して居るのであります、其結果今回法律を改正されて、取扱上政府の便宜のやうにされやうと云ふことゝ相像されますが、斯の如き事になりますれば、政府の都合の好いだけそれだけ人民は都合が惡いと云ふことになるのであります（拍手起る）是は餘程考慮を要する事であります、成程山林と云ふものは、永年掛からなければ其樹木が大きくならないのでありまして、其得る所の期間が非常に長いのであります、それ故に政府に於ても其邊の不便を感ぜられることがあるであらうと思ひますが、脱税と云ふことは決して無からうと思ふのであります、木を伐つた時に取りさへすれば宜しいのであります、其評價格に於て、政府の見る所と合はざることが偶々あると云ふのを以て、政府が今回の修正を爲して、土地諸共に立木の付いて居る所の山林を賣つた場合までも課税せられんとするのは、是は山林業者に取つて頗る大なる打撃であると思ひますそれ故に私は先刻申述べました如く、事柄は小なるやうでありますが、租税の均衡を保つて、社會政策を益々徹底せしめんが爲めには、是非共此修正を出さなければならぬ、斯樣に信じました次第であるのであります、尙ほ第四の點を少しく申述べたいのでございます、是は極めて簡單であります、原案の趣意を贊成致して居るのでありますが、所得税調査委員及其補充員の選擧の規定であります、今回提出になりました所の此原案には、頗る徹底せざる點、不滿の點があるやうに思ふのであります、一例を申上げますれば選擧日であります、其日の時間――投票の時間が一も規定して無い、是は誰が定めるのか、誰が定めると云ふことも書いてない税務署長が定めるのであるか、之を扱ふ市町村が定めるのであるか一向さう云ふことも規定してない、又投票の効力に就ても何等規定する所がない、それ故に一人一票を投ずるのでありまして、單記無記名であるが假に二人の名前を連記した場合に、其投票は全部無効になるのであるか、或は前に書いてある一人を有効とすべきものであるか、斯の如き事も一向定めがないから、疑義を生ずることが夥しいのであります、殊に選擧と云ふ文字に對しても、頗る疑義に亘ることがある「選擧ノ終リタルトキハ」とあるが、是は他の法律から言へば「當選人定マリタルトキハ」と變へなければ、どうしても理窟が合はないと思ふ、尤も斯樣な小さな細かい事を茲に論ずる必要はないのでありますが、斯の如く所得税調査委員並に其補充員の選擧に關しましては、法律に不備の點がある、所が之を一々に此法律に定めると云ふことは煩に堪へないが故に、茲に一箇條を設けて、此法律に定めたるものを除くの外の必要なる事項と云ふものは、命令を以て之を定めると云ふ一箇條を設けて置く必要があると吾々は思ふのであります、勿論此所得税の調査委員を選ぶと云ふことは、人民の一の權利であります、權利を定むるのでありますが故に、法律に於て命令に之を委任して置く、所謂委任立法の方法を執ることが當然であると吾々は信ずるのであります此理由に依り、此箇條を入れたいと思ふのであります、其他に私共が提出を致してありますものに就きましても、まだ何箇條も修正をする所がある、即ち委員會の決議以上に、まだ數箇條の修正を要する點があるが、是は唯今申しました四箇條から推して、當然修正を要すべき箇條でありますが故に、一々申上げませずとも、諸君が吾々の出した案を御覽下されば、自然に其理由が分るであらうと思ひます、それ故に私は茲に之れを申述べないのであります、然らば吾々の云ふ如くすれば財源に對してどれだけの違ひが出來るか、會社の超過所得税の限度の八朱を一割にして幾らであるかと云ふに政府案の如くにすれば、僅かに五十六萬圓であります、所が委員會の修正吾々の贊成をして居る點でありますが、其の修正の積算から言へば、此倍になるのでありますから百十二萬圓ばかりになるのであります、それと先刻申しました如く第三種所得税の最低限度六百圓を千圓とする、此金が四百萬圓兩方合せた所が僅か五百萬圓であります、其五百萬圓の金は、吾々の考ふる所では明かに出て來るやうに思ひます何となれば政府が今回積算をされて出されて居る所のものは、大正六年の現在を標準として調査して居られるのであります、其後大正七年、大正八年と所得税は益々增加して居るのであります、之を標準として調査すれば、五百萬圓ばかりの金は減收を見ました所で、算盤が喰付くことは明かであると吾々は信ずるのであります、是で此四つの私共の特別に要求する所の修正の理由は申述べましたが、一言――第一讀會に於て修正の細密なる點に亘りまして、憲政會の諸君と政友會並に小川君等の諸君の間に議論された點に就て――吾々も此政友會から出された案に、此點は贊成をするのでありますが故に、一言茲に辯明を加へて置く必要があると思ふのであります、それは他の點ではありませぬ、先刻町田君から言はれました農業等の借金に就ての利子の問題であります、是は私は斯う云ふことに解釋を致して居ります、現行法に於きましても、商賣であるとか農業であるかと云ふ事を營みまして、それから所得が入る、其所得税を產出す其源に確になる所の資本と云ふものが借金であつてやつて居るならば、其利息は必要なる經費として、現在に於ても控除されて居るのであります、是は先日政府委員に質問を私が委員會で致しまして其通り政府委員も答へて、速記錄に載つて居ります又吾々の友人も現に其意味に於て借金の利子を控除

して買つて居る人があるのであります、斯う云ふ問題がある、大きな田地を買つて、直ぐ其田地を他所に賣つて、所謂地馬喰をやつて、それで間を儲ける其借金に對する利息は勿論引かない、引かない譯であります、其地馬喰で儲けた所の利益にはです、總ての「レーション」に依て儲けた利益には我國では課けて居らない、所得稅を課けて居らないから引かないけれどもが、是は資本として（「そんな事實はない」と呼ふ者あり）事實である、何と言つても事實だ、證據がある。此問題が違ふと云ふなら幾らでも爭ふ

○議長（大岡育造君）　修正に就て……

○大口喜六君（續）いや是は修正です（「讀會の場合はさう云ふことを言ふものではありませぬ」と呼ふ者あり）是は修正です、私共が出して居る修正です其内で共通の點は說明を先きに避けたのです、吾々は矢張それを修正して居るのです、其修正をして居る理由を此所で申述べる、吾々の修正案を出して居るそれは決して藤澤君の言はれたやうな譯ではない能く吾々の案を見て下されば分る、吾々は決して言を左右にして勝手ならぬことを言ふ者ではありませぬ、全く眞面目々々であります（拍手起る「ひやひや」と呼ふ者あり）吾々はどう云ふ修正をして居るかと言ひまするると、會社の配當がです、綜合さるゝ場合には二割を控除する、斯う云ふ修正案を出して居る、此點は政友會の案と同一であります、其通であります、其點は先きに說明を後廻しにして置いたが其分を說明するのであります、それはどう云ふ譯であるかと言へば、現に唯今の通り必要なる經費と云ふものは控除して居るのであります、將來も此改正法律案に於てさう云ふ借金の利子は引くのであります、引くことを明言して居ります、之に對しまして矢張權衡を得る爲めには、どうしても是は矢張株に對しても二割位のものを引くのを當然であると吾々は思つて居るのであります、此趣意に於て此修正案を吾々は出して居る次第であります、是だけ一言添へて置きます、尙ほ此案に就きましては色々吾々は申述べたい事があります、委員會の修正に對しましても吾々は共同一致の點があるのでありますから、尙ほ申述べたいのでありまするが、此場合は私は此修正意見を說明すべく、此壇に登つたのでありますから、是だけで止めます、何れ吾々の同僚からして吾々の意見は又敷衍する場合があらうと思ひますから、私は是で……

○議長（大岡育造君）　三土忠造君

〔三土忠造君登壇、拍手起る〕

○三土忠造君　最早時刻も差迫つて居りまするが故に、極めて簡單に唯今の國民黨の修正案に對して、頗る必要なる二點だけに就て吾々の意見を述べて見たいと思ふのであります、政府の原案に對して吾々同志は修正案を出しましたが、國民黨並に新政會正交俱樂部の諸君は全部御贊成でありました、其上に更に國民黨の諸君は四つの點に對して修正を加へたのであります、何れも誠に御尤な修正でありまするが、就中會社の超過所得免稅點を八分を一割にすると云ふ點、及個人所得の免稅點六百圓を千圓にすると云ふ點、此點に就きまして、吾々は國民黨の諸君と少しも意見は違はぬのであります、主義に於ては御同樣でありまするが、唯財政上の見地より又其他の權衡論より、考へまして斯の如き程度が宜しからうと考へたのであります、或は他日一般の稅制整理の場合に於きましては、諸君と同樣なる修正をするやうな場合があるかも知れませぬ、今日の程度に於ては、吾々は斯の如くすることは、財政上其他の事情から已むを得ぬことゝ考へるのであります、世間では此超過利得の八分と云ふことに就きまして、往々誤解があるやうであります、私共の所へなど參つて、實業家諸君の話をされる所を聞きまするると、餘程誤解をされて居る、故に私は此際國民黨の諸君に向つて反對する好機を利用して、說明をすることが必要ではないか知らんと思ふのであります、申すまでもなく此第六條の法人の資本金額と申しまするのは、拂込金額と積立金とを合せたものであります故に、唯今大口君が例に擧げられましたやうな新設會社に取りましては、八分と云ふことは誠に低く過ぐるやうに思ひまするけれども、既設の會社――隨分積立金を持つて居る會社に對しましては、餘程八分では寬大である、少くとも寬大に見えるのであります、例へば古い會社で、非常に事業の繁榮をして居ります、會社經營狀態の非常に良い會社に於きましては、非常に多くの積立金を持つて居る――積立金と拂込資本とを合せたものを資本と見まして、其八分以上を以つて超過利得と致すのであります、故に茲に分り易い爲めに最も極端なる例、最も諸君の誰にでも分り易い例を申上げまするると云ふと、鐘淵紡績會社を例に取つて此の本法を當嵌めて見まするると鐘淵紡績會社は拂込資本が千五百八十萬圓であります、而して積立金は拂込資本よりも更に多い、積立金は千九百七十萬圓であります、即ち拂込資本に對して積立金が十二割五分に當ります、即ち本法に依り此拂込資本と積立金とを合せて資本と見まするると云ふと、即ち兩方合せまするると三千五百五十萬圓になります、故に鐘淵紡績會社に於きまして、若し一割を以つて超過所得稅の限度と致しまするると鐘淵紡績會社に對しては拂込資本に對して拂込資本の二割二分五厘までは超過利得稅は課らぬのであります、資本即ち積立金と拂込資本と合せましたものゝ一割と云ふことは、拂込資本の二割二分五厘になるのでありますから、二割二分五厘の配當迄は超過利得が課らぬ、斯う云ふことになるのであります、更に極端なるものを申しまするると、日本郵船會社であります、日本郵船會社の資本金は――拂込資本金は五千八百萬圓であります、而して積立金は一億二千七百萬圓であります、拂込資本に對して積立金の割合は二十二割であります、故に若し此の拂込資本だけを押へにして郵船會社に超過利得稅を課けまする場合には、三割二分迄は――一割と見ますと、其三割二分迄は超過利得稅は課らぬのであります、三割二分を超えて初めて超過利得稅が課ると云ふことになるのであります、是れ等の幾多ありまする所の既設會社の狀況を考へまして、能く算盤を持つて見れば、積立金と雖も相當の利廻りに付かなければならぬものでありますから、同じ拂込資本と同樣に見て宜いのでありますが、會社の拂込資本に對しまする配當率などを見まするると云ふと、非常に大きなものを見て、而も其の會社に超過利得稅が課らないと云ふことになると、左樣なことか幾多事例がありまする場合に於て、それが是等の算盤勘定を十分解せざる人々に如何なる感情を與へるのでありませうか、吾々は斯樣なる實際上の事例も考へまして、先づ今日の狀態に於きましては八分、即ち拂込資本及積立金の兩方合せて八分と云ふことは、餘り苛酷でない、斯う考へたのであります、それから個人所得の免稅點の六百圓を千圓にすると云ふのでありますが、成程六百圓と云ふ事を單に考へますると、非常に低く過ぎる、今日の物價から申しますれば、六百圓は低く見えるのでありまするが、併ながら此改正案に於きまする所の六百圓と云ふものは、是迄の舊い法律及び現行法の免稅點の金高と比較します時分には、餘程他の事情を考へて見なければならぬ、即ち現行法と比較致して見ますと、第一に注意すべきは、現行法に於きましては特別控除と云ふものがある、特別控除を引いて――引く引かぬに拘らず最少限度を極めてあるのであります、即ち五百圓と云ふことは最少限度になつて居りますが、五百圓は若し――特別控除を引いて五百圓以下になりましても、是に課稅するのであります、然るに改正法に於きましては、特別控除を引きました後の金高が六百圓未滿ならば課稅しないのであります、此點が非常に違ひます、而して特別控除は二割でありますが故に、七百五十圓の所得に對しては、二割引きますから、六百圓になるのであります、七百五十圓以下の金高では、所得稅は免除さるゝのであります六百圓と云ふことは、他の總ての事情なしに考へて見ましても、實所得七百五十圓と云ふことは同じ意味であります、其上に此度の改正に於きましては、扶養者の爲めに控除することが加はつて居るのであります、即ち千圓以下に於きましては、扶養者一人に付て百圓引くのでありますが、今日迄の納稅者の數に依つて、一人の納稅義務者が幾人の扶養を抱へて居るか、其平均を見ますと云ふと、一人の納稅義務者が三人一分五厘の扶養義務者を有つて居るのであります、さうしますると云ふと、先づ分り易くする爲めに一人に付て三人とする、三人とすれば千圓以下の所得に對して一人に三百圓平均引くことになるのでありますから、個人々々から見れば別でありますが、全體から申しますと九百圓を最少限度と致したと同一の意味になるのであります、其上に更に現行法に於きましては、課稅率最低が百分の三でありまするが、此度は百分の一であります、斯樣な點から考へまするると云ふと、六百圓と云ふことは必ずしも餘り低きに過ぎると云ふことは言へぬと思ふのであります、此改正案に依りまして、例へば茲に所得千圓を得る者があると致しまするると、千圓の中からして先づ特別控除を二割引く、即ち八百圓になる其中から扶養者の數が假りに二人ありますと、六百圓となりますが、三人あれば、五百圓となつて、千圓の所得の者は全部免除さるゝのであります、斯樣

なる次第でありまするが故に、事實の上に於ては殆ど千圓まで切上げたのと同じ結果になるのであります[illegible]大口君は是までは納稅の實蹟に依りまして、納稅義務者が百二十八萬、其中八十三萬まで千圓以下の納稅者である、即ち納稅義務者の六割以上が千圓以下であるから、千圓以下を切下げれば非常に助かる、斯う云ふ事を言はれますが、是は現行法に於て申すことである、此改正案に於て申しますれば、千圓以下の納稅者と云ふものは非常に減るのであります是等の事情を考へまして、吾々は先づ今日の所で百圓位で我慢さすより仕方があるまい六百圓と致しますと非常に苦しいやうに見えますけれども、試に六百圓の所得者に對して此稅率を課けて見ますと、僅に一箇年六圓であります之を四期に納めますから一度に一圓五十錢である、今日の物價かに逆に申しますと、一期に一圓五十錢納めると云ふことは大した稅ではない、而して稅を納めると云ふことに依つて、選擧權も得れば又國民と共に國家を背負つて立つと云ふ義務觀念も伴ふと云ふ御論が先程ありましたが、是も歐米諸國に於ける稅法論として有力なる議論となつて居ります、吾々は此議論に耳を傾けて六百圓にするのではありませぬ併ながら算盤上から考へても、六百圓と云ふものはさう苛酷なものではあるまい、斯う云ふ意味に於て之に贊成致した次第であります、尙ほ序ながら憲政會の諸君が――先刻憲政會の町田君からして御非難のありました――本案に對して御非難がありまして、我が同僚の鵜澤君よりして之に對して間違つて居ると云ふことを申しました所が、鵜澤君が間違つて居ると云ふことを言はれた、即ち町田君の御說に依ると吾々の修正依て株式會社――株式の配當の中から二割を引く、法人の所得の中から二割を先に引いて、其殘額を綜合すると云ふことに致しましたのを、非常に不都合のやうに言はれます、而して是が爲めに農民との權衡が取れない、即ち金を借りて田地を買つて年貢を取る或は自ら耕す、之に依て得た所の所得に對しては、借金の利子の引かない、然るに株式會社に對しては借金とは言はぬが二割引くと云ふことは、法人の所得、既ち株式會社から取る所の――會社から取る所の所得と、農民の農家の所得との間に不權衡であると云ふことを言はれましたが、是は唯今大口喜六君よりも言はれました通りに、町田君の方の御解釋が間違であります、鵜澤君が言はれた通りであります鵜澤君は唯々簡單に言はれましたから、私は並に條文に基いて申して置きますが、第十三條にあるのでありまして、第十三條の第二號、第二號には一田又は畑の所得は前三年間每年の總收入金額より必要の經費を控除す一とあります、此必要の經費と云ふのは、現行法に依つても同樣であります、借金の利子は必要の經費と看做して引くのであります、而して又商工業に就きまして（「のら〱さうでない」と呼ぶ者あり）「前各號以外の所得は總收入金額より必要の經費を控除す一此必要の經費の中にも矢張借金を含むのであります（「引かない〱事實は引かない能く調べて見給へ」と呼ぶ者あり）何を仰しやる相當なる議員に向つて知らないとは何を仰しやる、生意氣千萬である――此二つの條文を見ますると、即ち農家の所得若くは商工業の個人の所得に就きまして、必要の經費として借金の利子は引いてあるに拘らず、法人の所得に依つて個人に綜合する場合に於て、其借金の利子を引くと云ふことを致して居りませぬが爲めに、多少不權衡であると云ふ所から借金の利子と云ふ意味でございませぬけれども、二割だけ引くと云ふ事に吾々は修正致して、寧ろ原案に農業及商工業に對しては相當な恩典を與へてある然るに株に投資する會社に投資致しました所得に對しては其恩典を與へて居りませぬから、斯樣な修正を致して初めて原案に修正を加へて、三つの權衡を得たのであります、分りましたか（「其通り」と呼ぶ者あり）憲政會の諸君は總て反對黨の提案若くは議論に對して何時も杜撰とか不徹底とか朦朧とか云ふ事を言はれますが（「其通り」と呼ぶ者あり）先づ左樣な立派な言葉を使ひます前には、自ら能く調べてやるが宜い（「ひや〱」と呼ひ拍手起る）私は此法文其ものを見ましても明瞭であります、若し之に對して疑問があるならば、大藏大臣に對して質問して御覽なさい、是は序に申したのでありますが、以上の意味に於きまして私は折角國民黨の諸君の御提案でありまして、主義に於ては贊成でありますけれども、今日の場合吾々の執つた所の方針に基きまして、反對せざるを得ぬのであります、他の二點に就きましては、事が微細でありますが故に、爰に議論を用ゐませぬ（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　堀川君。

〔堀川美哉君登壇、拍手起る〕

○堀川美哉君　諸君、私は先程大口喜六君が述べました所の修正案に對して贊成するものであります、元來吾々は現在の稅制制度、財政制度に對して甚だ不滿足を感ずる者であるのであります、此點は大口君も縷々述べられたのであります、現在の財政經濟制度は、新時代の要求に全く適合せざるものである故吾々は是非とも之を新時代の要求に應ずべく改正しなければならぬと云ふ事を主張し、且つ國民として研究しつゝあるのであります、昨年の議會に於て財政經濟整理機關の必要を建議し、政府が之を容れたと云ふことは、至極吾々の滿足した所でありました然るに豫期に反して今日に至る迄全く何等の提案をされず、荏苒一年近く經過されたと云ふことは、此最も財政經濟の改革の急を要する時期に於て、寔に吾々の期待に反するものであると同時に、政府としては甚だ不信の行爲であると吾々は遺憾ながら考へるのであります、併ながら本回提出されました所の所得稅法は、即ち物價騰貴に應じまする所の經費の不足と、軍備の計畫に對する所の必要の經費を補はんが爲めに、提出された所の增稅案なるものを見まするに、酒造稅に就ては、此物價騰貴の今日に於て益々細民の――特に下級者の負擔を增すものであるとして、甚だ遺憾とするのでありますが、財政の必要は殊に吾々は軍事の計畫に對して贊成致しまする以上は、增稅は已むを得ぬとして贊成致した者であります、而して所得稅に於きましては、消費稅に課する、即ち中流以下の國民が主として負擔しまする所の酒に課稅をした結果として、所得稅に於ては主として中流以上の者に課稅する精神を十分に徹底せらるべき筈であつたのであります、然るに僅に六百圓――免稅點を六百圓にされたと云ふことは此の物價騰貴の今日に於て、而して貨幣の購買力が著しく下つたと云ふ今日に於て、甚だ遺憾とする點であります、併ながら所得稅に於て政府か執られた所の主義、即ち綜合主義に依つて、從來の、即ち現行法に於て、吾々が甚だ遺憾として居つた所の富豪の脫稅、殊に會社の利益の減稅――（「聞えませぬよ」と呼ふ者あり）免除と云ふが如き點に對しては、非常に思切つた所の政策を執られたと云ふことに付きまして、多少滿足する者であります、そこで私は主として大口君の修正說に贊成する者でありますからして、特に此大口君の擧げられました所の四點即ち法人所得の免除點を引上げること、第三種所得に於て免稅點を一千圓に引上ぐること、山林所得に關する件及所得稅調査委員並に審査委員に關する件に就て贊成をすれば宜いのでありまするが、唯今三土君は此第三種所得に對して、改正法案は殆ど事實に於て一千圓まで引上げて居ると、斯う云ふことを言はれた、吾々は勿論改正法案が現行法よりも優つて居る遙かに優つて居ると認めるが故に贊成をするのである、而して特別控除額を二割上げたと云ふ事を言はれましたけれども、是は特殊の勤勞所得に關するものであつて一般の千圓未滿の所得に對するものではないのであります、六百圓未滿の所得に對するものでない、殊に課稅率は低めたと言はれますけれどもそれは先程申しました如く、貨幣の購買力が著しく下つて居る、現行法が制定されました所の大正二年よりは物價が二倍或物は三倍になつて居ります、大正二年に改正されました法律に依れば、四百圓になつて居る、其當時に比較しますと、今日の物價は三倍、甚だしきは五倍になつて居る、今後經濟界に如何なる變化が起りまして、物價が多少下落すると致しましても、近き將來に於て物價が大正二年の物價の程度迄下ると云ふことは豫期せられないのであります、果して然らば吾々は物價並に貨幣の購買力の程度に鑑みて、大正二年の四萬圓の三倍千二百圓內外の所が正當なりと考へるのであります、三土君は事實に於て七百圓以上迄免稅されると云ふことを言ひますが、吾々もそれを認めるが故に千圓と云ふのである、然らざれば更に千二百圓或は千五百圓と主張するのであります、それから選擧權に關する意味を以て、三土君は所得稅を支拂ふことを歡迎するが如く言ひますが、今日は稅の如きものは選擧權には何等の關係はない、吾々は普通選擧を主張して居る納稅を以て選擧權を論ずると云ふことは既に時に時代後れである、元來所得稅は富者に課けるべきものであつて、少なくとも相當の所得のある者に課けるべき稅であるのであります、然るに今日僅に月給五十圓や或は六十圓に過ぎない或は一箇年に收入が七百圓と云ふ所の謂はゞ細民、下級細民に對して所得稅を課すると云ふことは甚だ矛盾であります、のみならず先程大口君が述べられましたが如く、千圓以下の納稅者が八十餘萬人ある而して其納稅全額が

四百萬圓に過ぎない、政府は此處で修正された所の超過累進率に對して百分の五十と云ふのを、百分の四十迄引下げることの修正に同意された、大富豪の最高限の超過所得を引下げることに對して同意された政府は、何故に八十餘萬人の大多數の國民の納税者が助かる所の、此吾々の主張に同意されないのであるか、甚だ此點を吾々は怪しむのである、殊に三土だも指摘されましたけれども、不具者である、或は癈疾者である、子供である、多數の家族を有する者に對する査定控除と云ふものは、申請に依つて始めて之を得るのであります、申請せないものは與へられない、殊に不具者の如き者は極めて國民中の少數でありますから、是に依つて事實上利益を受けたる所の國民と云ふものは極めて少數である、殆ど此處で論ずるに足りないのである、

「大岡議長議長席を退き濱田副議長代り著席」

昨日の委員會に於て原總理大臣は、確か大口君の修正に對して斯う云ふ答辯をされた、六百圓も一千圓も是は程度の問題である、主義の問題ではない、六百圓が惡い千圓が宜いと云ふ理窟は無い、斯う云ふ御意見である、租税の税率と云ふものは、何物か程度の問題でないものは無い、吾々は程度の問題に於て六百圓ではいけない、今日の國民の生活程度、今日の物價の程度、此狀態に於て一千圓で滿足するものでないが、少くとも千圓迄引上げなければ、今日の時代に適應しないと云ふことを主張するのであります、三土君は先程法人の超過利得の免税を、吾々が一割迄引上げると云ふことに對して御意見がありました、而して郵船會社並に鐘ケ淵紡績會社の如き大會社、多年の歷史を有し比類なき多額の積立金を有して居る所の大會社を例に取られた、斯の如き會社の場合は、或は三土君の説の如くでありませう、併ながら吾々は新會社に就て考へる、大多數の會社は歐洲戰爭以來勃興したものである、是等の會社が今後如何なる打擊を受けるか、町田君が言はれた如く、税法の改正に付ては、如何にそれが國家の產業並に國民の生活狀態に影響するかと云ふことを、考慮しなければならぬのであります、私共は新會社を保護し、殊に此戰時中に勃興した所の會社に對して保護を與へる意見に於て、一割迄引上げることが正當なりと認めるのであります、山林所得に關して三土君は何事も言はれませぬが、是は吾々も敢て三土君の小問題なりと云ふことに對して、答辯するの必要は無いのである、併ながら一昨年勝田大藏大臣が此所得税改正案を出しました時に、本議會は滿場一致を以て山林所得に關する所の修正を、我黨の主張の如くしたのであります、而して其主張者は三土君であつたと思ふ、今此所で之に對して吾々を攻擊することが出來ないと云ふことは當然である、何故に贊成しないのであるか、最後に一言言ひますが、右の如き修正に對して私は贊成致しますけれども、大體に於て政府の今回提出された所の所得税改正案に對しては、贊成する者であります、而已ならず吾々が特に修正を要すると感じました所の會社の留保所得に對して、累進率を加へたと云ふ修正に贊成された點、並に中流階級即ち二千圓乃至一萬圓と云ふ所の所得を有する者に對する、税率を修正された所の我黨の大口君の主張に對して贊成されたと云ふことに對しては、滿足を表するものであります、吾々は憲政會の主張されました如く、何故に所得税だけを改正してからに、總ての税制に亘つて根本的に改正を行はぬかと云ふ主張に對して同意を表する者であります、併ながら顧つて考へれば、町田君の御説もありましたが、總ての税制に亘つて一時に大改革を行ふと云ふことは國民經濟に對して、如何なる影響を及ぼすかと云ふことを考慮しなければならぬ、殊に政府は今回の所得税法の改正に依て、税制整理の意志ありと云ふことを承認すべき十分なる理由を持つて居る、此點よりして吾々は大體に於て、現在の所得税法の改正案、及政府の修正に對して贊成を致し、且つ特に此少額所得を有する所の者に對する免税點を引上げること、並に他の二三の點を主張する者であります（拍手起る）

「濱田副議長議長席を退き大岡議長復席」

○本田恒之君 議長、

○議長（大岡育造君） 本田君何ですか。

○本田恒之君 大藏大臣に此場合質疑を致したいと思ひます。

○議長（大岡育造君） 唯今の修正の意味に就てですか。

○本田恒之君 此所得税法に就て……

○議長（大岡育造君） 廣い意味ですか、極く狹い意味ですか、修正に就てですか。

○本田恒之君 所得税法の條文に就て質問したい。

「「無用々々」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君） 第二讀會でありますから、修正に就てならば……

○本田恒之君 關係があります（「無用々々」と呼ふ者あり） 關係があります――關係を持ちます。

「「無用々々」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君） 靜におしなさい、是は中々重要の法案でありますから、成るべく意味を徹底させた方が宜いと思ふのであります、廣い法文の關係を御尋になるならば許しませぬ、修正の意味を御尋になるならば許します。

○本田恒之君 私の聽きたいと思ひますのは、唯今三土君の説明に依りまして、果して三土君の御意見の通りと致しますれば、此日本多數の農民の利害に於て關係を持つ事でありますから、此點を大藏大臣に確めて置きたいと思ひます、是は政府提案の所得税改正法案の第十三條の第一項第二號「田又ハ畑ノ所得ハ前三年間毎年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノ」云々と云ふことになつて居ります此必要の經費と云ふ文字の中には、田若くは畑の買入に就て、借金を致して代價を支拂ふ、其借入の利子を必要の經費と致しまして、所得收入より控除せられる御趣意なりや否やと云ふことを、大藏大臣の明答を仰ぎます、續いて第二問と致しまして、此條文は現行法と同一になつて居ります、若し現行法と同一で同一の解釋なりと致しまするならば、是迄借金の利子を控除しないで、實際所得金を徵收致して居りまするならば、不當徵收と相成ります、控除すべきものがあれば、それを控除せずに徵收致して居りますれば、不當徵收に相成りますから、是迄過つて徵收して居る所得金の內、政府は當然納税者に返還すべき義務があると考へます、此點に對する政府の明答を求めます。

「「答辯の必要なし」「有る」と呼ふ者あり」

○議長 大岡育造君） 大口君の修正の上に現れた討論の結果で不審を生じたから、其意味を聽くと云ふのですか。

○本田恒之君 其通り。

「「三土君だ」と呼ふ者あり」

「國務大臣男爵高橋是清君登壇」

○國務大臣（男爵高橋是清君） 唯今の御尋の點は、此所得を得るに必要なる經費と認むる內に、地所の爲めに借財をした利子が含んで居ると云ふ事が、明確に立證せられるものは差引く筈であります。

「「何もう一遍明確に」「無禮默れ」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君） 靜かにおしなさい。

○國務大臣（男爵高橋是清君） 農民が其所得を得るに必要なる經費を差引くと云ふことになつて居るのであります、（「其の通り」と呼ふ者あり）而して勸業銀行農工銀行から確に借財をして居る、其所得を得るが爲めの借財であると云ふことの證據が明かであれば、是は控除するのであります。

○岩崎勲君 討論終結の動議を提出致します。

「「贊成々々」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君） 岩崎君から討論終結の動議が出ました、御異議はありませぬか。

「「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君） 御異議なしと認めます、仍て討論は終結になりました、是れより採決に移ります大口君の修正中委員長報告と同一の點を除きたる部分に、贊成の諸君の起立を求めます。

贊成者 起立

○議長（大岡育造君） 少數であります、否決になりました、委員會の修正には別に反對は無いと認めます、

「「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり」

○岩崎勲君 所得税法改正法律案の第二讀會を終結する御宣告は、濟んだのでありますか。

○議長（大岡育造君） 唯今する所であります――所得税法の第二讀會は終了致しました。

○岩崎勲君 直ちに政府提出所得税法改正法律案の三讀會を開き、第二讀會議決の通り、即ち委員會に於て修正議決の通り、可決確定せられんことを望みます。

「「贊成々々」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君） 御異議はないと認めます、仍て直ちに第三讀會を開きます。

所得税法改正法律案 第三讀會

○議長（大岡育造君） 御異議がありませぬか。

「「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君） 御異議無ければ委員長報告通可決致しました。

○岩崎勲君 直ちに所得税法の施行に關する法律案

の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り、可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 此案はまだ議題となつて居りませぬ。

○岩崎勳君 然らば改めて動議を提出致します、直ちに所得税法の施行に關する法律案を議題とし第三讀會を省略して、委員長報告通り、可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 三讀會を省略して、委員長報告通り可決することに御異議はありませぬか。

所得税法の施行に關する法律案 第二讀會（確定議）

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なしと認めます、仍て委員長報告通り、可決確定致しました――次に酒造税法中改正法律案を議題と致します。

酒造税法中改正法律案 第二讀會

○岩崎勳君 本案は第三讀會を省略して、委員長報告通り、即ち委員會に於て修正議決の通り、可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 別に修正の申出があります、武富時敏君外六名の提出であります――佐々木正藏君。

○佐々木正藏君 修正の說明を致しますが、簡單ですから、此所から申述べます。

○議長（大岡育造君） 宜しうございます。

○佐々木正藏君 酒造税法中改正法律案中、第四條中の改正並に第五條中の改正は、是は造石税三十三圓と云ふ內に濁酒の税が籠つて居るのであります、是は現行法に於ても淸酒と比例して、三圓安くしてあるのでありますからして、今度の改正に於ても、即ち三圓の差を付けるが至當であると云ふ修正であります、是は申すまでもなく此濁酒を用ゐる者は常に勞働を爲す者で、所謂庶民階級の需要が多いのでありますから、それは必ず淸酒よりも安く致して置くと云ふが當然の事であります、仍て此案は政友會と國民黨も同樣の提案であると思ひますからして、此三十圓にすると云ふ所謂三圓を引下げると云ふことは、滿場一致の贊成であらうと思ひますから、此事は別段是以上は申述べませぬ、所が其次に第八條中の但書を改めまして「但シ命令ノ定ムル所ニ依リ淸酒ハ査定石數ノ

百分ノ六以內味淋ハ査定石數ノ百分ノ二以內燒酎ハ査定石數ノ百分ノ一以內ノ滓引減量及貯藏減量ヲ控除スルコトヲ得」と斯う改正を致したい、で此中に二百分の五を六とすると云ふのが他の提案と異つた點でありまする、是れは同業者よりも能く陳情致してある通りに、實際の所が百分の五の減少と云ふことでは〔「登壇し給へ」と呼ふ者あり〕事實に伴はない、少くも百分の七以下では事實に當らぬと云ふことであるのであります、果してさう致しまするど、是が若し百分の六乃至七と云ふことになりますれば、百分の五を以て殘りを課税すると云ふことになれば、現物の無い物に課税する、果して其通りであれば空物課税になるのであります果して空物に課税をすると云ふことになるのは、是れ法の不備でありますからして、之を矢張改正をする必要があると思ひます、而して之を改正した結果財源に影響しないかと云ふ疑が起るでありませうが無論此酒造税は總額を以てしますれば約一億二千萬圓であります、それで百分の六と致しまして、其影響する所は矢張百二十圓となる譯であります、此財源と云ふものは、本年度增税に依て各酒造家で造石數高を增して居ることが隨分澤山でありまする、是は即ち豫定以外に造石高が增加して居りまするからして、それを以て補ふと云ふことになれば、十分に之で足るものと信ずるのであります、それから……

○議長（大岡育造君） 尙ほ御說明になるならば、御登壇を希望致します。

〔「登壇しなければ判りはしませぬ」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君） 徹底しませぬ。

〔「登壇々々」と呼ぶ者あり〕

〔佐々木正藏君登壇〕

〔「初めから願ひます」「簡單々々」「續けて」と呼ぶ者あり〕

○佐々木正藏君 それから百分の五を百分の六とするに就ての說明は、唯今ので以て分つたと思ひますそれから燒酎に關する百分の一以內と云ふが、新たに此所へ挿入する譯でありまする、是は又各派より提出になつて居ると同一の修正でありますから、茲に說明を要しないと思ひます〔「其通り」と呼ぶ者あり〕それから第十三條中の十圓を六圓と修正を致しまする、是は納税擔保の即ち造石見込額に就て、其擔保金を備へねばならぬと云ふものであつて、之を

政府が十圓と增加致したのは洵に不當であると信ずるのであります、現在の一石二十三圓の税に對して現在は四圓である、さう致しまずると此節の增税の割合はどれだけであるかと言ひますと、二十三圓に對して十圓の增額でありますからして、五割以下であります、さう致しますと擔保價格も四圓であれば之に假りに一歩進めて五割と致した所が、二圓增せば宜しい、それ故に之を六圓と修正を致すのであります、是は洵に此數字の上から言ひますれば、小さいものでありますけれども、大體の石數――見込石數に依て之を擔保を備へねばならぬと云ふことでありますからして、即ち之が固定資本になるのです、其高と云ふものは、洵に金高が多くなる譯でありますからして、今までが即ち二十三圓に對して四圓で足りて居つたと云ふならば、果して此今後と雖も其割合に六圓で十分であると信ずるのであります、故に本案を提出した次第でありますから、どうか御贊成を願ひます。

〔拍手する者あり〕

○議長（大岡育造君） 國民黨大口喜六君、堀川美哉君からも、同じく修正案が此酒造税法案に就てありまするが、是は委員長の報告と一致して居りますからして、別に茲に說明をする必要も無からうかと思ひます、而して武富時敏君外六名の修正の異る所は何所かと言ひますと、第八條第二項中の但書に百分の五とあるを六、第十三條の十圓を七圓にと委員長の報告したのを六圓と改めると云ふことに歸著致します仍て此修正に同意の諸君の起立を求めます。

贊成者 起立

○議長（大岡育造君） 少數であります否決仍て委員長報告通り、外に異議はありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ、委員長の報告通り酒造税法中改正法律案の二讀會は終了致しました。

○岩崎勳君 直ちに本案の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り、即ち委員會に於て修正議決の通り、可決確定せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

酒造税法中改正法律案 第三讀會

○議長（大岡育造君） 御異議なければ修正の通り決します、即ち可決確定したることを宣告致します、次は日程の第十二、酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案――一括しませう、麥酒税法中改正法律案、明治四十一年法律第二十四號中改正法律案國債償還資金繰入を爲さゝることに關する法律案、以上四案を議題と致します。

酒精及酒精含有飲料税法中改正法律案 第二讀會（確定議）

麥酒税法中改正法律案 第二讀會（確定議）

明治四十一年法律第二十四號中改正法律案 第二讀會（確定議）

國債償還資金の繰入を爲さゝることに關する法律案 第二讀會（確定議）

○岩崎勳君 此四案は第三讀會を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 御異議はありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なきを以て、此四案は委員長報告通り、可決確定したることを宣告致します、之を以て先刻時刻を延長したる際に宣告したるだけの案は議了致しました、是より以下の案は來る十四日の日程に編入する積りであります、豫め御報告して置きます（拍手起る）今日は是にて散會。

午後七時二十一分散會

○大正九年二月十二日（木曜日）

午後一時十五分開議

議事日程 第十號

第一 大正四年法律第十六號中改正法律案（政府提出） 第一讀會

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三 小額紙幣發行繼續に關する法律案（政府提出） 第一讀會

第四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五 貨幣法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

第六 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第七 朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

第八 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第九 明治四十年法律第二十一號中改正法律案（政府提出） 第一讀會

第十　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十一　大正九年度豫算案

第十二　（第一號）臨時軍事費豫算追加案

○議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一議員の異動左の如し

滋賀縣郡部選出議員望月長夫君去十日死去せり

一去十日政府より提出せられたる議案左の如し

大正四年法律第十六號中改正法律案

小額紙幣發行繼續に關する法律案

貨幣法中改正法律案

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

明治四十年法律第二十一號中改正法律案

一今十二日貴族院より受領したる政府提出案左の如し

平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案

一去十日議員より提出せられたる議案左の如し

酒造税法中改正法律案に對する修正案

提出者　武富時敏君　片岡直温君
藤澤幾之輔君　町田忠治君
本田恒之君　佐々木正藏君
鈴木富士彌君

大正九年度豫算案に對する修正案

提出者　濱口雄幸君　片岡直温君
早速整爾君

（第一號）臨時軍事費豫算追加案に對する修正案

提出者　濱口雄幸君　片岡直温君
早速整爾君

所得税法改正法律案に對する修正案

提出者　大口喜六君　堀川美哉君

酒造税法中改正法律案に對する修正案

提出者　大口喜六君　堀川美哉君

一今十二日議員より提出せられたる議案左の如し

大正九年度豫算案に對する修正案

提出者　佐々木平次郎君

治安警察法中改正法律案

提出者　植原悦次郎君　堀川美哉君

大正九年度豫算案に對する修正案

提出者　三土忠造君

一今十二日政府より提出せられたる議案左の如し

郵便貯金法中改正法律案

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一去十日委員長及理事互選の結果左の如し

大正五年法律第四號中改正法律案委員

委員長　赤間嘉之吉君
理事　川口木七郎君

函館控訴院の移轉に關する法律案外一件委員

委員長　原田十衞君
理事　佐々木平次郎君

朝鮮に於ける國勢調査に關する法律案委員

委員長　木下謙次郎君
理事　小田切磐太郎君

關税定率法中改正法律案委員

委員長　田中隆三君
理事　氣賀勘重君
　　　松永安左衞門君

未成年者飲酒禁止法案委員

委員長　伊東重君
理事　牧野鐵九郎君

勢和鐵道建設に關する建議案委員

委員長　八木逸郎君
理事　越山太刀三郎君

民間航空事業奬勵保護に關する建議案委員

委員長　柏原文太郎君
理事　高見之通君

福井縣三國港築港に關する建議案委員

委員長　熊谷五右衞門君
理事　野口孝治君

一去十日議長に於て選定したる委員左の如し

會計法改正法律案

指田義雄君　關矢儀八郎君
長田桃藏君　河上哲太君
山内範造君　佐々木文一君
川原茂輔君　鵜澤總明君
高木正年君　川崎安之助君
早速整爾君　古屋慶隆君
山田珠一君　井原喜代太郎君
大口喜六君　小橋藻三衞君
富島暢夫君　岸本賀昌君

大正八年法律第九號中改正法律案

大石五郎君　宮本逸三君
神川長久君　柳原九兵衞君
平島松尾君　櫻井庄平君
牧口義矩君　石原正太郎君
河野徹志君

大學特別會計法案外一件

渡邊陳平君　南澤宇忠治君
渡邊祐策君　樋口秀雄君
横田孝史君　荒川五郎君
近藤達兒君　森本是一郎君
金杉英五郎君

一去十日勢和鐵道建設に關する建議案委員井上敬之助君辭任に付其の補闕として佃安之丞君を議長に於て選定せり

一今十二日關税定率法中改正法律案委員山口恒太郎君辭任に付其補闕として鈴木錠藏君を議長に於て選定せり

○議長（大岡育造君）　滋賀縣郡部選出議員望月長夫君死去の報に接しました、洵に哀悼の至に堪へませぬ、例に依て遺族に弔辭を贈りました、是より會議を開きます、日程第一大正四年法律第十六號中改正法律案の第一讀會を開きます――高橋大藏大臣。

第一　大正四年法律第十六號中改正法律案（政府提出）　第一讀會

大正四年法律第十六號中改正法律案

（本案は本卷一五七五頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇、拍手起る〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　本法は大正三年臨時事件に關し功勞の有りたる者に對しまして、一時賜金として交付する所の公債の制限に關する規定であります、其公債發行額の制限額が五千四百萬圓となつて居るのであります、是は靑島の戰役と大正三年及四年に亘る戰役に從事して、功勞の有りたる者に對する賞賜、及其後の戰役に從事して、昨年歸鄕致しましたる陸海軍將卒に對する賞賜を見積りまして定められて居るのであります、然るに既に講和も成立致しまして、又戰役も一段落を告げましたに際しまして、從前行賞範圍内に見積りました以外の、將卒並に講和條約締結に功勞ありたる者等に對しまして、行賞の必要がございますので、是等の功勞者に賞賜すべき公債額の見積は、大約四千二百萬圓を要する次第でございます、故に現在の制限額に更に右の金額を增加して、公債發行制限額九千六百萬圓と致す爲め、本法律案を提出致したる次第でございます、御審議の上御協賛あらんことを希望します。

○議長（大岡育造君）　日程第二、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　本案は政府提出大正五年法律第四號中改正法律案の委員に、併せて付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議の如く決しました――日程第三第五は便宜上一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なければ一括議題と致します、日程第三小額紙幣發行繼續に關する法律、第五貨幣法中改正法律案、右を一括して議題に供します――高橋大藏大臣。

第三　小額紙幣發行繼續に關する法律案（政府提出）　第一讀會

小額紙幣發行繼續に關する法律案

（本案は本卷一五七三頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

第五　貨幣法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

貨幣法中改正法律案

（本案は本卷一五七三頁貴族院議事中に掲載せるを以て再掲の煩を避く）

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇〕

○國務大臣（男爵高橋是清君）　小額紙幣發行繼續に關する法律案に就て說明を致します小額紙幣は大正六年勅令第二百二號に依りまして、講和條約調印の日より一年を經過したる後は、之を發行せざることになつて居りましたが、是が引換の爲め發行すべき銀貨は、其後銀の相場が暴騰致しましたる結果、遂に今日では其鎔潰點を超ゆるに至りました、是に於て其發行を見合はせるの外なくなりました、又銀の相場は未だ安定を致しませぬ故に、今日直ちに此銀貨の改正を行ふことは、稍々早計に失するの嫌がありまするから、當分の間小額紙幣の發行を繼續致して、以て補助貨幣に對する一般の需要に應じて行く必要ありと認めるのでございます、併し小額紙幣は一時臨機の處置に出でたるもので、臨機に發行した

るものでありまして、事情の許す限り是は直に其發行を止むべき方針でございます、仍て今回新たに十錢の白銅貨を發行することに致しまして、二十錢及十錢の小額紙幣は大正十年度以降は、之を新規に發行せずと、補助貨の供給上差支ない見込でございますから、大正十年四月一日以降、是等の小額紙幣の損傷紙幣引換の場合の外は、之を發行せざることに致したのでございます、第五の貨幣法中改正法律案に就て說明を致します、我國の銀貨は大正七年四月に改正せられましたが、其後引續き銀相場の暴騰の爲めに、新銀貨の實價は遂に鎔解點を超ゆるやうになりました、それでありますから重ねて銀貨の改正を行はねばならぬやうな次第に立至りましたが、銀相場は尙ほ未だ安定を缺き、今後果してどの邊に落付くでありまするか、測り知るべからざる狀態に在りまするに依て、今日銀貨全般に亘つて之が改正を行はんとするは甚だ早計のやうでありまするから今回は差當り十錢銀貨を廢止しまして、其代りに新に十錢白銅貨を造ること丶致し、又之に伴つて五錢白銅貨を、現行のものより少しく形を小さくすることに致しました、又從來白銅貨の邦貨としての通用力は一圓まで丶ありましたが、今度新たに十錢白銅貨を造ることに致しますると、一圓までゞは餘り低過ぎますするから、白銅貨の通用力を之を五圓までと改めんとするものでございます、兩案御審議の上、御協贊あらんことを切望致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 日程第四、第六、右議案を審査すべき委員の選擧を議題と致します。

第四、第六 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 日程第四、第六を一括して議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「贊成」「贊成」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議の如く決しました――日程第七、朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案の第一讀會を開きます――古賀政府委員。

第七 朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案（政府提出） 第一讀會

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

〔政府委員古賀廉造君登壇〕

○政府委員（古賀廉造君） 朝鮮に於ける醫院及濟生院の特別會計法の改正でございまするが、是は昨年も改正しまして支出の增額を圖つたので、本年又物價の騰貴に伴ひまして、諸入費並に役員の手當等今日の金額を以てしては到底追付かぬのであります、更に又昨年の七十一萬圓に加へて、之を增額して九十五萬圓とすることに提案致した次第でございます何分御贊成を願ひます。

○議長（大岡育造君） 日程第八、右議案の付託すへき委員の選擧を議題と致します。

第八 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 委員の數を九名とし、議長に於て指定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 動議の如く決しました。

○中西六三郎君 公有林野官行造林法の委員會を此の機會に一寸開きたいと思ひます、御許しを願ひます。

○議長（大岡育造君） 許可致します――日程第九、明治四十年法律第二十一號中改正法律案を議題と致します、第一讀會を開きます――古賀政府委員。

第九 明治四十年法律第二十一號中改正法律案（政府提出） 第一讀會

明治四十年法律第二十一號中改正法律案

（本案は本卷一五七一頁貴族院議事中に揭載せるを以て再揭の煩を避く）

〔政府委員古賀廉造君登壇〕

○政府委員（古賀廉造君） 樺太に於ける租稅に關する法律の改正でございますが、樺太は明治四十年法律第二十一號に依て稅源の制限がございました、是には戶數割と、營業稅、雜種稅、此三種を以て樺太の稅源にしてあつたのでありますが、今度是だけでは足りませぬので更に所得稅を加へたい、斯う云ふのが改正の趣意であります、其所得稅と云ふものは、今度改正にならんとする所得稅は、之を樺太には施行しないことに相成つて居る、此改正する所得稅は樺太に於ける特別の所得稅でございます、是だけ申上げて置きます、御贊成を願ひます。

○議長（大岡育造君） 日程第十、右議案の審査を付託すへき委員の選擧を議題と致します。

第十 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君 委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 動議の如く決しました――日程第十一及第十二は豫算案なるに依り、全部議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ全部を議題とし、委員長中村啓次郎君の報告を求めます。

第十一 大正九年度豫算案

第十二 （第一號）臨時軍事費豫算追加案

〔中村啓次郎君登壇、拍手起る〕

○中村啓次郎君 諸君、本員は茲に大正九年度歲入歲出總豫算外三件の委員會に於ける、經過及結果を御報告申上げるのであります、本年度の豫算は、政府に於きまして戰後に於ける內外の形勢に鑑みまして、外交通商の機能を敏活にし、通信交通の機關を整備し、敎育振作の途を講じ產業發展の計を立て丶居りますことは申すまでもなく、國際聯盟上帝國の東亞に於ける平和の盟主として盡すべき責任の上に必要且つ緊切なる程度の國防充實を計畫致して居るのであります、殊に此數年間は、歐洲戰亂の影響を以ちまして、國民の富力增進し、殊に著しく物價の騰貴を見て居るのであります、此物價騰貴の帝國財政の上に影響するもの頗る大でありまして、豫算の上に大なる關係を有つて居るのであります、物價の騰貴は豫算編成の上の重要なる部分を構成致して居るのであります、即ち歲出豫算に於きましては、經費の一大膨脹を來すと同時に、歲入豫算に於きまして自然增收の多額なるもの、又國民の擔稅力の增大せる數字を計上致して居るのであります、斯樣なる重大なる豫算でありまするが故に、委員會は一月二十六日より六日間．午前午後を通じまして愼重審査を致し、分科會に移りまして、分科會も亦總會の如く午前午後を通じまして、六日の間愼重審査を致しました、二月の九日に分科の決定を告げまして、十日に總會の決定を了して、直ちに之を議長の手許に報告致して置いたる次第であります、是より本年度の豫算の中新規擴張計畫に屬する分、及前年度に比して增額致しましたる分、即ち此內閣の經綸と見るべきもの等に就きまして、之を御紹介申上げ、然る後に此審査中現れましたる質問應答の中、豫算に關係を有しまする數點に對しまして、御報告申上げたいと思ふのであります、併ながら唯今申上げましたる本年度豫算中の新規計畫に屬する分、及前年度に比して增額致しましたる經費、及其事業の事は、諸君に於かせられましては、既に豫算中に揭記されて居るのでありますから、私は[illegible]告を[illegible]きまして、議長の許しを得て、單に[illegible]に登載するに止めたいと思ふのであります、又今日の質問及政府の答辯等は、之を一々其[illegible]如何に[illegible]つた、誰某は如何に答へたと申しますることを、口頭に致して以て諸君に傳へると云ふことは、其質問其答辯數百千萬言に亘つて居ります、豫算委員會の速記錄でも斯く浩澣なるものでありまして、千數百頁に亘つて居るのでありますから、私は幾多の議員諸君の御質問になつたる點、各政府側諸君の答辯致されましたる點を綜合致しまして、之を咀嚼して私の口を以て茲に御報告を申上げるのでありますから、私の御報告申上げる中に於きましては、質問者及答辯者の言葉に相違を來す點が、或は多くあること丶存ずるのであります、其點は先づ以て御容赦を願ひ置きます、質問應答の主なるものは、先づ第一に自然增收、本年度の豫算に於きまして、自然增收一億五六千萬圓を計上致して居る、其自然增收の計上は、本年度の如き財界の反動期に向ふにあらざるや、經濟界の逆潮に會するにあらざるやと云ふやうな場合に於ては、或は此自然增收を得ることが出來ないで、豫算は遂に其目的を達する能はない、豫算の基礎は極めて薄弱であると云ふ質問があつたのであります、此質問に對しまして政府は、既往の實績に依れ、國民の富力の增進の程度より考へますれば決して斯樣なる悲觀をするの要は無い、即ち所得稅に於きましても、所得稅法制定以來今日まで、如何なる悲境の時代に會しましても、年々歲々所得稅の額は上つて居るのであります、一回も少くなつたと云ふことは無いのであります、殊に大正八年末の會社の拂込資本金額だけでも、五十四億餘萬圓に上つて居るのである、郵便貯金は七億圓以上に達して居るのである、國民個人の富力と云ふものは、實に增加致して居るのでありまするが故に、自然增收の一億五六千萬圓位のものを計上したからと云つて、決して豫算の基礎を危くするものにあらずと答辯致して居るのであります、第二は公債計畫を立て丶居る、本年度は事業費一億九千萬圓、軍事費に一億五千萬圓、併せて三億四千萬圓の公債募集計畫を立て丶居る矢張問ふ者は前段と同一の趣意に依て即ち本年度は大正六年七年、八年等の如き經濟界の發展する時代とは違つて、稍々反動的に入つて居るのである、斯樣な

場合に三億四千萬圓と云ふ如き多額の公債を募集すると云ふ場合には、必ず産業界を壓迫し而して公債は又決して好結果を以て募集する能はず、結局不結果になりはしないか、即ち今日の如き場合に當つて三億四千萬圓と云ふ多額の公債政策を立てたることは、豫算の基礎を危くするものにあらずやと云ふ質問があつたのであります、之に對しまして政府は、大正八年に於きまして、外國貿易は外米輸入等に於て、七千四百萬圓の輸入超過を見たのである、併ながら貿易外に正貨の受取勘定超過が三億二百萬圓に上つて居る、差引正貨の受取勘定超過が、二億二千八百萬圓に達して居るのであります、殊に昨年末以來、我が帝國の輸出貿易の大宗たる所の生絲の價が頗る騰貴を致して居る、斯樣な情勢を以ちますれば國民の懐合と云ふものは益々膨脹致して居るのである、斯樣なる狀勢でありまするが故に、三億四千萬圓と云ふ如き公債を募集し能はざると云ふ狀況は決して無い、産業資金を脅すこと無く消費資金を吸收して以て、一は之に依て以て國用を足し、一は之に依て以て通貨の膨脹を抑制することが出來ると答辯致して居るのであります、第三は減債基金中止に關する質問應答であります、問ふ者は、減債基金の中止は政友會の主張に反する所のものである、而して帝國の財政の基礎を危くするものではないか、斯樣なる質問に對して政府は、減債基金を制定致しましたるは、日露戰爭當時其戰費を負擔せしむる爲めに國民に非常特別税を課して居る、此非常特別税を存廢する所の考量を致した時分に、非常特別税を廢止しないで、非常特別税を通常税に引直して而して其金を以て日露戰爭に消費したる所の軍費の公債償還に充て、一は以て帝國財政の信用を保維し、一は以て來たるべき外債償還に支障無からしめやうと云ふ計畫を立てたのである、然るに大隈内閣に於ては、此減債基金を二千萬圓償還方面に繰入れずして、之を特別會計の鐵道の建設改良費に用ゐたのである、減債基金を止るならば、當然其減債基金を以て租税の輕減を行ふべき筋合であるに拘らず、之を中央政府の他の財政運用の資に供したると云ふことは、不當であると云ふことが政友會の主張であつたのである、今日は帝國の財政の基礎は極めて鞏固にして、帝國の公債の如きは其時價の高きこと世界に冠たりと申しても差支ない程度になつて居る、而して大正十四年に還濟しなければならぬ期限に到達して居りまする所の、英貨公債三億五千萬圓の如き、預金部の持つて居る在外正貨三億八千萬圓を以て償還して餘り有る、殊に今日國民に賦課する租税を以てして而して帝國の國防計畫を充實すると云ふ如き今日の場合に方つては、減債基金を中止して以て、國防計畫等の國政に資すると云ふことは、眞に機宜を得たるものであると云ふ答辯を致して居るのであります又唯今申しましたるやうに政府が預金部に在外正貨三億八千萬圓持つて居るから、之を三億五千萬圓の英貨公債償還に充てゝ決して、此償還に支障を來さないと云ふ此說明に對して、或る一員は預金部の持つて居る在外正貨は、是は國庫金ではないのである即ち國民より預つて居る金であるが故に、一朝經濟界が悲況に際會したる場合、郵便貯金を取付けられたるときは、政府は所期の目的を達することが出來ないではないか、斯う云ふ質問に對して政府は、郵便貯金の取付に際會したと云ふやうなことは、未だ嘗て歷史に無いのである我國に於きまして大正二年及大正三年、而も其最も資金を要すべき十二月に於て、始めて二百萬圓の引出しに際會致したことがある、併ながら當時既に二億の郵便貯金に對して、二百萬圓の引出を見たのである、今日七億萬圓以上に達して居る郵便貯金の內、七百萬圓位の引出が假りにありとしても、決して在外正貨償還の三億五千萬圓に支障を生ずることは、斷じて有るべき事で無いと答辯致して居るのであります、第四は物價調節の問題であります、物價騰貴の爲めに、歲出豫算は一大膨脹をして居る、政府は之か爲めに爲すべき經綸を行ふ能はず、何が故に政府は物價調節を致さないのであるか、斯う云ふ質問に對しまして、政府は、物價騰貴は輸出貿易及貿易外の正貨の受取勘定の超過致したる事、それが爲めに通貨の膨脹を致す事、又國民富力の增加に依る所の欲求の增進、及物資の世界的缺乏の結果に因りまして、物價が騰貴致して居るのである、國民の富力の增加に依る所の物價の騰貴は、財政計畫の上に何等の支障を生ずるものでない、何となれば富力の增進に因る物價の騰貴は、一面には歲出豫算の膨脹を來すと同時に、又一面歲入豫算の上に於て、自然增收若くは國民の擔稅力の增大を來すのである、故に國力の增加に伴ふ所の物價の騰貴は決して財政計畫の上に何等憂を爲す所のものでない、又國民の經濟の上から申しましても、富力增進に因る所の物價の騰貴は、却つて國民大多數の幸福を增進するのである、唯一定の俸給を受け或は一定の恩給に座食し、生産事業に從事せない者專ら消費者側に立つ所の者は、物價騰貴の脅威を受けるのである、物價の下落を希望するのである、是れ等の人々に對しては、政府は或は公設市場の開設を致し、或は生活品輸送の賃金の減免を行ひ、或は穀物輸入の税を減免し、或は食料品輸出の制限を行ふ等、種々なる社會政策を試みて居るのである、殊に外米の大輸入を企てまして、昨年に於きましては外米五百五十餘萬石を入れたのであります、之が爲めに昨年の端境期、即ち八月九月十月と云ふ如き時期、米の生産地である所の方面に於きましても、一石百二十圓、百三十圓以上致して居つたのである、其時代に於ても支那を除いた外は世界中で一番低廉なる米價を以ちまして、國民の食膳の上に食料米を供給致したのであると答辯致されて居るのであります、又通貨膨脹が物價の騰貴を來して居るのであるから、物價の下落を來す爲めに、通貨の收縮を行つてはどうか斯う云ふ質問に對しまして、政府は物價の騰貴は、通貨の膨脹と伴ふものではない、即ち通貨の指數と物價の指數と云ふものは並行するものではない、雁行するものではない故に通貨の指數は百であつたる場合に、物の中には百五十にもなり、二百にもなり、三百にもなり、四百にもなり、六百にもなつて居る物があると同時に、又七十になり、六十になつて下つて居る物もあるのである、物各々の上に就て之を點檢すれば、或物は一割、二割三割の騰貴を來すと同時に、或物は却て下落を致して居る事を見る事が出來るのである、故に國民富力の增長に伴ふ所の通貨の膨脹が物價の騰貴を來すと云ふ事は、一つの原因には相違ないけれども、之を以て通貨の膨脹は、物價の騰貴を來す唯一の原因なりとは見られない、故に通貨の抑制を致して、物價の漫りに騰貴を致す所の結果を防ぐのには、政府の執つて居る所の通貨收縮の方法より外ないのである、即ち郵便貯金の獎勵、或は小額國庫債券の發行等、消費資金の吸收を行ふと云ふことが、既に現內閣の實行致し居る所の政策である、斯樣な意味の答辯を致して居るのであります、第五は外米買入に就ての質問應答であります、問ふ者は外米買入に方りまして、政府は管理令に依て何故自ら買入をしなかつたのであるか、自ら買入をして居つたならば、今回の如き大なる損失を致さないで濟んだのではあるまいか、政府は自ら外米の買入を致さないで商人に委して居つた爲めに、大なる失政を致したのであると云ふが如き質問を致して居るのであります、此質問に對しまして政府は、斯樣に答へて居るのであります、政府は初より政府自ら米の買入を致すと云ふやうな事をやりましたる場合には、政府が産地に於て外米買入に從事し、商人が亦産地に於て外米買入を致すと云ふことになれば、雙方競爭致しまして、勢ひ産地に於ける米價の騰貴を招來するのである、故に外米を入れる所の關税を撤廢し、船腹を供給し、或は爲替の便を與へるとか、種々なる便利を商人に與へまして、商人を脅威しないで、産地に於ける米の價の騰貴を致させない、さうして外米を入れさせたのである、之が爲めに昨年六月迄の間に於きまして、商人の手を以て、最も低廉なる外米四百萬石と云ふものを買入れたのである、所が昨年の六月以後になりまするど云ふと、産地に於て一石百圓、百二十圓、百三十圓と云ふが如き高い値に上りまして、到底商人が買入れても引合はない程度になりましたる故に政府自ら買入を致して百五十萬石を買入れたのである、前段申しまするやうに、斯樣に致しまして此端境期に於きましても、極めて低廉なる食糧米を國民に供給を致し、而して尙ほ四百十八萬石と云ふ大量を本年度に持越したのである、斯樣な答辯を致して居るのであります、終りに臨みまして問ふ者は、大正九年度の食糧政策に對して、政府の考を質したのであります、之に對して政府は、大正九年度に於て即ち本年度に於て、未だ內地に於ける米の實收報告は受けないけれども、第二の豫報に依ると云ふと、本年度は六千七十萬石收穫いたして居るのである、先づ之を認めまして、臺灣より百四十萬石、朝鮮より百三十萬石、合せて二百七十萬石、昨年より持越しましたる米四百十萬石、是等を合せまするど云ふと、本年に於きましては、六千七百萬石の大量を有する次第でありまするが故に、此間政府は麥或は馬鈴薯の混食の獎勵も致して居る、幸に本年に於きましては、食糧に關しまして、國民は脅威を受けるやうなことは萬々無い見込であると云ふことを答辯いたして居るのであります、斯樣なる質問應答の後討

議に入りまして、分科會及國民黨、憲政會等より修正の案が出たのであります、即ち第一分科司法省の所管に於きまして、函館控訴院移轉に關する經費、及札幌控訴院建築費削除の修正案が出たのでありまず、それに國民黨及憲政會の修正案がございまするに依て、結局採決に當りまして、第一分科の修正と憲政會の修正は、國民黨の修正と共通のもの、即ち司法省所管に於ける、函館控訴院移轉に關する經費及札幌控訴院建築費十七萬七千七十二圓、此修正案を採決いたしました結果は、此修正案は少數に依て否決されたのであります、それから憲政會の修正及國民黨の修正の共通のもの、特別會計に於きまして朝鮮農事改良株式會社の補助二十萬圓、是も採決の結果少數を以て否決になつたのであります、それから右共通のものを除きまして、憲政會の修正案、國民黨の修正案、何れも採決の結果少數否決となつたのであります、次に原案即ち大正九年度歳入歳出豫算案、大正九年度各特別會計歳入歳出豫算案、豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要するもの、追加豫算案一件、即ち第一號臨時軍事費豫算追加案等は、多數を以て原案を可決いたしたのであります終りに臨みまして一言御報告を致さなければならないことは臨時軍事費の追加豫算案は、委員會の劈頭第一日からして議題に上つて居るのであります、即ち委員會の第一日より議題に上つて居るのでありまず、而して憲政會の諸君は、西伯利出兵問題に就きましては、屢々質問を試みられまして、即ち此豫算案に關係を有する事項に對しまして、政府に屢々質問を致し、政府は之に對して答辯を與へて居るのである、然るに討論を終結して採決を爲すに當りまして、突如として濱口雄幸君及片岡直溫君より、未だ議題となりしことなしとの抗辯を聽くに至つたのであります、私共一同頗に意外の感に打たれたのであります、憲政會は唯今申上げましたる如く、司法省所管に於いて十七萬七千七十二圓、或は內務省の所管に於て社會事業等に關する調査費、十四萬某を五萬圓に減じたり、或は貯金奬勵費の二十萬圓を削つたり、特別會計の朝鮮豫算に於て二十萬圓を削つたり、斯の如き少額なる豫算に對しては、察々の明を用ゐながら、一億五千萬と云ふ大豫算に對して之を雲煙過眼視いたしたと云ふことは、本員之を報告いたしまするとは、名譽ある憲政會の爲めに頗に遺憾に堪へられないのであります、(拍手起る)併ながら、此點に憲政會諸君に於て、特に留保いたして意見を本議場に於て述べると云ふ留保を致されたのでありますが故に、私は特に茲に報告するの義務を有するのであります、斯の如く致しまして、委員會は總て終了を告げたのであります、何卒速に御協贊を與へられむことを希望するのであります。

「拍手起る」

○議長(大岡育造君) 三土忠造君。

○金杉英五郎君 是より大學特別會計法案の委員會を開きます、許可を願ひます。

○議長(大岡育造君) 許可致します。

〔金杉英五郎君「委員諸君は委員會に御集會を願ひます」と呼ふ〕

〔三土忠造君登壇〕

○三土忠造君 本員は此場合に於て、豫算案に對して微細なる修正を致したいと思ひまして、議長の手許まで其書面を差出して置いたのでありますが、まだ諸君の御手許に配付になつて居らぬやうでありま す、それは一昨日本院を通過致しましたる、所得稅及酒造の修正に伴ひまして、所得稅に於て三萬三千六百三十六圓、酒稅に於て五萬六百四十一圓、合計八萬四千二百七十七圓と云ふ豫算案に對して、法律修正の結果減收を來すことになるのであります、而して之と同時に所得稅の修正は、主に個人の所得に對して修正致しました爲めに、其結果として、國稅徵稅手數料の歳出が、十八萬一千九百七十六圓、是だけ減るのであります、之を差引きますと、歳入に於て九萬七千五百九十九圓と云ふ不要額を生ずる次第であります、仍て歳入の部に於きまして前年度剩餘金繰入の——臨時部歳入の所で、右金額即ち九萬七千六百九十九圓を削減致しまして、歳出經常部に於て、市町村交付金十八萬千九百七十六圓を削減致すのであります、其結果として豫算案に對しては複雜なる修正になりますが、其內容は極めて簡單であります、大正九年度歳入歳出總豫算中二十九頁の第一條の金額を十二億七千六百三十九萬千七百五圓に改む、三十一頁第一款の金額を六億四千七百八十四萬九千八百十九圓に改む、第二項の金額を二億千百六十七萬八千七百五圓に改む、第八項の金額を一億三千六百十一萬八千四百圓に改む、三十四頁歳入經常部會計の金額を十億四千三百十二萬四百二十三圓に改む、三十七頁第十一款の金額を一億四百七萬四千八十九圓に改む、第十一款第一項の金額を一億四百七萬四千八十九圓に改む、歳入臨時部合計の金額を二億三千三百二十七萬千二百八十二圓に改む、歳入總計の金額を十二億七千六百三十九萬千七百五圓に改む、四十六頁第十款の金額を千八百三十五萬三千七百六十四圓に改む、四十七頁第六項の金額を五百九十六萬四千五十七圓に改む、四十八頁大藏省所管合計の金額を一億七千七百八十六萬四千八百八十三圓に改む、六十三頁歳出經常部合計の金額を七億五千二百六十一萬九千五百五十圓に改む、百一頁歳出總計の金額を十二億七千六百三十九萬千七百五圓に改む、以上の修正案を提出致します、

○議長(大岡育造君) 濱口雄幸君。

〔濱口雄幸君登壇〕

〔拍手起る〕

○濱口雄幸君 諸君、本員は豫算案に對しまして、修正の意見を提出致して居ります、仍て修正案に就きまして大體の說明を致さうと考へます、修正の事項並に金額に就きましては、既に諸君の御手許に廻つて居ると考へまするから、詳細の事は說明を致しませぬ、で唯だ修正を加へましたる事柄の大體に關し、其重要なる事項に就きまして二三の說明を致しまして、續いて本員の修正意見に關聯を致しまして豫算案の全體に對する意見を開陳致したいと考へます、本員の修正意見は、第一に臨時事件費豫算追加に於きまして、一億圓を削減を致します、其理由に付きましては、後より詳細に申述べたいと考へる、次に大正九年度歳入歳出の總豫算に於きまして、經常部臨時部を通じて、千二百十二萬六千八百八十二圓を削減を致します、其削減の主もなる事項を申しますれば、第一には要塞の整理費であります、要塞の整理費は經常臨時兩部を通じまして、六百五萬一千八百三十二圓の削減になります、此削減を加へまする理由は、要塞を以て國防上必要でないと云ふ意見ではありませぬ、併ながら暫く延期の意味に於きまして之を削減致します、延期の理由と致しましては、諸般の狀勢を一層調査研究を致し、殊に航空機との關係に於て、尙ほ一層調査を要する點があると云ふ其意味を以て、暫く延期を可と致します、固より今回政府の計畫に係りまする所の要塞整理、其箇所の中では、調査研究の結果或は其必要でないものがあらうと考へる、又中には內地と大陸との連絡の上に於て、若くは日本海の制海權を扼する要害たるの故を以て、其點に限つては充分なる防備を爲すの必要があると思ふ點もあるのでありますが、併ながら戰爭中、殊に戰後に於ける航空機の發達は驚くべきものがあるのであります、航空機の將來に對する改良發達の模樣は、果して如何であるか、其狀況の如何に依つては假令要塞を設けると致しましても、其要塞の構築の方法、若くは砲の威力等に關して、更に研究を要する點があるではないか、殊に況や政府の計畫に依りますれば、要塞の整理は一億三千五百萬圓の金を使ひまして、大正二十年に至つて、始めて完了する計畫になつて居ります、飛行機の最近の發達の趨勢から考へますれば、或は五年若くは七年の將來に於て、驚くべき所の發達をするではないか其時に於て吾々が要塞を見ること、猶ほ世人が品川の砲臺を見るが如き時代が來ないとも限らぬと思ふ又暫く延期を致しましても、官民雙方の工業力を此上に十分に發達をせしめました時に於ては、其竣功の期間は必ずしも十二年を要せぬかも知れぬ、斯様な考より致しまして、暫時延期の意味を以て暫く本豫算を削減致します、次には朝鮮に於て步兵十二個大隊の增員を致したいと云ふ計畫であります、是に朝鮮師團の步兵隊の完成期を繰上げ、此二つの事柄を合せまして、經常臨時を通じて四百十三萬八千六百八十八圓と云ふものを削減を致します、朝鮮統治の必要上、步兵十二個大隊增員の必要があると云ふ點に就ては、私は敢て政府と爭ふものではありませぬ、隨て假令其必要があると致しましても、其定員の增加は、絕對に增加することを要しないではないか、即ち內地の師團より其兵を分つて、朝鮮の守備に任ぜしむると云ふことが出來るのではないか、一昨日の豫算委員總會の議場に於きまして、陸軍大臣の述べられた御意見に依りますれば、內地の師團は是まで既に海外の各地に少からざる兵員を分つて居る、此上朝鮮の爲めに更に兵員を分つと云ふことは內地の防備上到底忍ぶことが出來ない、斯様な御意見でありましたが、本員は陸軍大臣の此意見に承服することが出來ませぬ、四千八百人の定員增加と申しますれば、之を內地の師團に平均に割當てますれば、一個師團僅に二百六十人に過ぎませぬ、一個師

團から二百六十の歩兵を割きました所で、それが爲めに內地の防備に缺陷を感ずると云ふ處は、毛頭ないと私は確信致します、(拍手起る)又內地の防備に缺陷がありと御考になるならば、今日の西伯利の出兵は如何である、一昨年八月以來多い時には七萬五千人、少ない時にも二百六十人、現在に於ては三萬內外の出兵をして居る、而かもそれが爲めに內地の防備上缺陷を感じたりと云ふことを嘗て承らない(拍手起る)吾々は元來大體に於て、西伯利撤兵の意見を持つて居る、それ故に此三萬の兵を西伯利から撤退を致し、其中四千八百人を朝鮮に駐め、殘餘の者は內地に送還をする、それが何所に差支がありますか、斯く申しますれば、政府は或は言はるるでありませう、西伯利の出兵は一時のものである、臨時的のものである、果して然らば、朝鮮の定員增加も一時的のものではないか、若し永久に十二個大隊の歩兵を增員するにあらずんば、朝鮮の統治に差支があると云ふならば、朝鮮の統治は即ち大なる失敗であります、(拍手する者あり)斯の如き理由に於きまして、朝鮮師團歩兵の定員增加には反對を致す又師團の完成期綫上に就きましても同樣の理由を以て削除を致します、其次に削りましたる主なる項目は、朝鮮農事改良株式會社の補助金二十萬圓であります、是は朝鮮總督府特別會計に於て削ります、結果と致して一般會計の補充金一千萬の中から二十萬を削つて、九百八十萬圓と爲すと云ふことに相成ります、朝鮮の開墾事業の必要であると云ふことは本員も固より之を認める、併ながら朝鮮に於ては既に東洋拓殖會社あり、又殖産銀行もある、其他に於て民間の經營に係る所の、開墾を目的とする會社は澤山あるのであります、斯る場合に於て更に一つの大なる補助會社を設くると云ふことは、本員は毛頭其必要を認めませぬ、加之朝鮮の財政は、甚だ此頃宜しくない、それが爲めに聞く所に依れば、朝鮮總督府に於ては本年は酒の釀造稅を六割增す、煙草の消費稅を一割增す、驛屯土の小作料を八割增す、其他に尙ほ小包料、郵便料、電信電話料等も引上の計畫であると云ふことも承はる、而已ならず關稅の改正をすら、財政不如意の爲めに一箇年延期すると云ふ程窮乏なる財政ではないか、其窮乏なる財政の中から二十萬と云ふ補助金を出して、斯の如き無用なる會社を造ると云ふことは實に不可解千萬であります

(拍手起る)加之此農事改良株式會社の創立當時の事情に就て、甚だ好ましからざる風評を本員は屢々耳に致す、(拍手する者あり)旁々以つて此補助金は斷然削除然るべしと考へる、其次には遞信省所管の貯金奬勵費であります、是は二十萬の豫算でありますが、說明に依りますれば、貯金奬勵の爲めに必要なる印刷物を作る郵便局の役人を增す、貯金奬勵に功勞のあつた郵便局の吏員に對して慰勞金を遣はす、それが爲めに二十萬と云ふ貯金の奬勵費を計上して居る、貯蓄の奬勵と云ふ事は、通貨の收縮、物價の調節上、本員も其必要なることを認むる、否な政府以上に吾々は之を認むる、併ながら貯蓄を奬勵する其手段に至つては、不幸に致しまして政府と根本から意見を異にして居る、吾々は貯蓄の奬勵の爲には有効なる政策を用ゐなければ相成らぬと考へる即ち郵便貯金の利子の引上と云ふ事が、其最も有効なる政策であります、(拍手する者あり)然るに政府は其有効なる手段があるに拘らず、之を用ゐない殆ど兒戲に類する如き事を行つて貯蓄の奬勵を爲し得べしと考へる、吾々は貯蓄の奬勵に對する政府の政策が如何に徒弱であるかと云ふことを慨むのであります、隨て此二十萬の貯金の奬勵費は無用と認めて削除致します、今一條大藏省の所管であります、仕事は內閣の仕事でありまするが、臨時財政經濟調査會、臨時法制審議會の費用合せて九萬一千四百四十七圓、金額は僅かでありますけれども、本員は主義として之に反對する、全體財政經濟の調査と云ひ法制の改善と云ひ、政府當然の責任ではないか、其政府當然の責任であるべきものを、無暗に調査會を設けて、政府の責任を其調査會に轉嫁せんとするの傾がある、現に最近に於きましても、原總理大臣は稅制整理の事を財政經濟調査會に懸けた上で云々と云ふことを屢々言はれる、是は甚だ宜しくないと考へる、(拍手する者あり)仍て政府の責任を糾すが爲めに、此調査會の費用を削除を致さんと考へる、修正案の事項金額に關する大體の說明は此程度で止めて置きます、是より些か豫算の全體に亘つて評論を加へなければ、本員の修正の意味が徹底を致しませぬ、各種の方面より意見を申述べたいと考へます先づ經濟政策――經濟政策上の見地から本年度の豫算を評論致しますると云ふと、本年度の豫算案は物價調節に對する政府の失政と云ふものを遺憾なく

暴露して居る、政府當局は無能に致しまして、物價調節上何等有効なる政策を講ずることが出來ない、(拍手起る、「のう〳〵」と呼ふ者あり)諸般の施設は姑息不徹底を極めたるばかりでない、却て物價騰貴の勢を助長すると云ふ政策を執つて居る、(拍手起る「のう〳〵」と呼ふ者あり)それが爲めに物價の奔騰は底止する所を知りませぬ、其結果として財政上に重大なる煩を爲して居る、本年度の豫算と云ふものは、御承知の通り十二億七千六百萬と云ふ空前の大豫算であります、此豫算の中政府の計算に依りましても、物價の騰貴に因る經費の增加と云ふものは、戰爭前に比較致して二億八千二百萬、前年度に對比しても、六千萬の多きに上つて居るのではないか、前年度に對する本年度の歲出の增加額は二億一千二百萬でありますが、其中約三割は物價騰貴の結果でありまして、各省の要求に係る所の經費の要求額と云ふものを見て見ますると云ふと、物價騰貴に基く所の增加要求額と云ふものは、累々として山の如く横つて居る、政府は所得稅並に酒造稅の增稅を以て、國防充實の經費を支辨するが爲めなりと稱して、さうして國民の諒解を求むるに汲々たるの有樣でありますが、實は斯樣なる言前は、政府の便宜に出でたるものに止つて居る、全體政府が豫算を編成するに方りましては一方に於て歲入の見積りを立て、一方に於て各省の要求に係る所の歲出全體の見積を立てそれに相當の査定を加へて歲入の見積と比較を致す、そこで歲入が幾ら足りないかと云ふ其不足の額を確定致し、其足らざる所に依て始めて增稅の計畫を立てる、それ故に增稅の必要と云ふ事は豫算の全體に於ける歲入の不足を補塡するの必要に出づるものでありまして歲出の內容に立入つて國防充實の爲めと云ふ如き理由は、決して言ひ得べき事ではない、(拍手起る)然るにも拘らず政府は强て言葉を構へて、增稅を以て國防の爲めなりと揚言して憚らぬ、裏面から申しますれば、强て言葉を設けて、物價調節失敗迹を掩はんとする陋策であります(拍手起る)國民を愚弄するも甚しと謂はなければならぬ、(拍手起る)今年度の豫算に於て、俸給諸給等所謂人件費の支出が、物價騰貴の爲めに增加したる金額は、政府の計算に依りましても一億三千萬の多きに達して居る、恰も增稅に依て得んとする所の增收額と殆ど同數の金額である、(拍手起る)而

も一度增額を致しましたる人件費は、物價下落すと雖も、大體に於て之を減額することは出來ませぬに依て、永く歲出膨脹の原因を成す、此事は政府に於ても之を認められて財政の計畫を立てられて居る、それ故に此度の增稅と云ふことは、政府から見ますれば、國防充實の爲めと言ふことは出來ませうが、國民の側から見れば物價騰貴の爲めなりと言ふことが出來る、(拍手起る)果してさうでありますならば、若し物價騰貴と云ふものも無く、隨て人件費の膨脹も無かつた時に於ては、假令國防充實の計畫を實行致しましても、增稅の必要と云ふことは大體に於て無かつたものと謂はなければならぬ、(拍手起る)斯く申しますれば反對黨の諸君は、或は言はるゝでありませう、物價騰貴が無ければ歲出は增すまい、增すまいけれどもそれと同時に歲入の自然增收も無かつたであらうと、併ながら歲入の自然增加と云ふことは、必ずしも物價騰貴の爲めなりと御考になつては、是れ非常なる間違であります、(「何の爲めだそれは」と呼ふ者あり)何となれば(「原因を言へ」と呼ふ者あり)日清戰爭以來二十年の間、輸入超過ばかりを續けて居つた我國の貿易が戰爭の結果として、俄に輸出超過となつた、五年の間に於て十三億圓と云ふ輸出の超過を見た、それが爲めに內地の事業は頻りに發展を致し、經濟は膨脹する假令物價が騰貴しなくとも、此歲入の自然增收と云ふものは大に增すべき筈であつた、(拍手起る)而已ならず――而已ならず若し物價が今日よりも安かつたときに於ては、却て輸出の增加と云ふことは、今日以上であつたでありませう、物價が高いから輸出が少かつた、物價が今日の如く高くなかつたときに於ては、輸出の超過は斷じて今日の比ではないと思ふ(「そんな論理があるか」「愚論々々」「議論になつて居ない」と呼ふ者あり)併ながら物價の騰貴と云ふことは、是は今日の事實である、此事實は假令內閣不信任の故を以ても抹殺することは出來ませぬ、(「騰貴は世界的だ」と呼ふ者あり)唯だ本員が茲に此事を論ずる所以のものは、若し物價騰貴が無かつたときに於ては、少くとも今回の增稅の大部分と云ふものは、其必要が無かつたと云ふことを指摘致し(拍手起る)政府をして此動かすことの出來ない事實を承認せしめ、(笑聲起る)一面國民をして豫算の眞相を知らしむるが爲めに外ならぬのであります(

「世界の大勢が分らぬか」「世界的歲費を如何せん」と呼ぶ者あり) 次には公債政策上から本年度の財政計畫を考へて見ますると、本年度の豫算に於ける公債の募集額は、一般會計に於て五千四百萬圓、特別會計に於て一億四千六百萬圓、臨時軍事費特別會計に於て一億四千八百萬圓合計三億四千萬圓と云ふ巨額に達して居るのである、此上に今年度の募集殘額八千萬圓を加へますときに於ては、今年度一杯に募集せねばならぬ所の公債の總額は四億二千萬圓と云ふ巨額に達するのであります。

(「修正案に何の關係がありますか」「默れ」と呼ぶ者あり)

○議長(大岡育造君) 靜肅に願ひます。

○濱口雄幸君 此四億二千萬圓の公債は、最近の經濟界の狀態に於ては、到底長期公債を以てすることは出來ませぬ、恐くは全部二箇年乃至五箇年と云ふ短期公債を以てする外は無いのでありませう、此外に現在ある所の公債、大正十四年迄に償還期限の到來するものを合せますれば、其總額は十七億八千萬圓と云ふ金額になるのである、此金額は繼續費の關係上、十年度以降に於て更に益々增加するのでありませう、結局六箇年間に整理を要する所の內外公債は、概算二十億圓を下ることはなからうと思ふ、隨て此二十億の公債整理と云ふことは、我國財政の前途に橫はる一大難關であります、財界の識者は、今日から窃に憂慮に堪へざる所であります、政府が如何に生產萬能主義を執り產業の獎勵と云ふことを誇張せられても、此公債の整理問題にして適當の解決を見ない間と云ふものは、今後數年間の經濟界は、之が爲めに不安の狀態を脫することは出來ませぬ本員は一月二十三日の當議場に於て、公債整理の方針に就いて政府の成算の在る所を質問致した、然るに之れに對する大藏大臣の答辯は更に要領を得ない、僅に是だけの答辯を致して居る、「漸次之を長期に改めると云ふことは努めなければならぬ、故に其の點に於ては大に努めて居る云々、大藏大臣は其答辯の如く、果して公債の整理に大に努めて居られるのであるか、本員を以て之を見ますれば、大に努めて居ないどころではない、少しも努めて居ない、(「のう〳〵」「ひやひや」と呼ぶ者あり) 少しも努めて居ないばかりではない、却て政府の財政計畫は、他日公債整理をして、益々複雜困難に陷らしむるものであると斷言をせざるを得ぬ、(「のう〳〵」と呼ぶ者あり、拍手起る)「のう」と仰しやれば證據を擧げませう、其證據は本年度の豫算を御覽になれば明かである、若し政府にして、果して誠意を以て公債整理に努力するならば、公債の新規募集と云ふものは努めて之を愼まなければならぬ譯である、又既定の公債償還計畫と云ふものは飽までも之は守らなければならぬ筈である、鐵道電信、電話事業等が、國家發展の爲めに必要であると云ふことは本員十分に之を認める、隨て是等事業公債募集と云ふものは洵に已むを得ないでありませう、併ながら西伯利出兵の爲めに、凡そ一億二千萬軍事公債を發行すると云ふことは、果して其必要ありや否や固より撤兵の利害と云ふものは、公債政策を離れて、國家高等政策の見地から判斷せぬければならぬことは固より當然であり、(「其通り」と呼ぶ者あり) 其高等政策の見地から判斷を致しますれば斷然撤兵すべきである、公債の償還を確實ならしめ、又其値段と云ふものを維持致し、他日の借替に便ならしめんとするならば、既定償還計畫たる減債基金なるものは、努めて之を維持しなければならぬ、國家一朝有事の秋に於ては、固より一切を犧牲に致して外敵に當るの外はないのであります、此場合に於ては減債基金の停止と云ふことは、或は已むを得ないのでありませう、然るに今日は如何なる狀態であるか、世界の平和は既に回復致し、各國共爭うて、戰後の財政經濟の整理に全力傾倒して居る際である、此際に於て我國のみ獨り此減債基金の停止を行はんとするのは、所謂倒行逆施である、小川鄕太郎君は一昨日此席に於かれまして減債基金の事に就て憲政會の態度を批評せられた言葉があります、小川君の言はれる所を聽いて見ますれば、大隈內閣の時に若槻藏相の時代に於て憲政會は減債基金に始めて手を著けたのである、其關係から申せば、今日減債基金の停止に贊成をせらるべき筈である、斯樣なる御言葉であつたと本員は承つた、併ながら大隈內閣の當時に於ては、御承知の通り經濟界の情勢と云ふものが、鐵道公債二千萬圓の募集に適しなかつたのであります、それ故に已むことを得ずして二千萬圓を割いて之を鐵道の公債に貸付け、三千萬圓を止めて減債基金に繰入れた、然るに今日の經濟界の情勢は如何、政府は鐵道の爲めに一億圓の公債を募集せんとして居る、其他總ての關係に於いて三億四千萬圓の公債を募集せんとして居る今日とは全く經濟界の情勢が一變を致して居る此際であります、況や憲政會は其當時に於て、最低額三千萬圓と云ふ繰入を維持するが爲めに、法律を制定したのであります(「それが修正と何の關係があるか」「議長御止めなさい」と呼ぶ者あり議場騷然)

○議長(大岡育造君) 修正の趣意を說明すると云ふことは許してあるのであります。

○濱口雄幸君 恐くは小川鄕太郎君は、其當時の歷史と云ふものを十分に御承知になつて居ないであらうと思ふ、隨て小川鄕太郎君の議論と云ふものは、全然反駁する價値が無いのであります、(拍手起る) 若し小川君にして何れかの政黨を攻擊したいと云ふならば……

(「修正に關係はない」「修正と返上と兩方の說明だ」と呼ぶ者あり)

○議長(大岡育造君) 濱口君に注意致します、修正に直接關係のある事を御述を願ひたい。

○濱口雄幸君 今少し御考になつた方が宜からうと思ふ、政府の說明に依りますれば、政府も亦減債基金そのものゝ廢止には反對されて居るが故に、私は根本論と致しては、此際減債基金制の存置と云ふことを主張するの必要は認めないのであります、併ながら豫算委員會に於ける所の質問應答の結果に依りますれば、政府の方針たる大正十三年度より減債基金繰入を復舊すると云ふことは、遂に實現することは出來ますまい、恐くは增稅に依るの外、永久に減債基金復舊の見込なしと私は斷定を致す、(拍手起る) 政府が如何に減債基金復舊の確信を有すると言はれましても、財政計畫上根據を有さない確信は、恐くは大正十三年度に至れば、政府の所謂確信なるものは唯た一場の夢となるでありませう、事此に至れば公債の市價は次第に低落を致し、公債の信用は失墜するでありませう、既發公債の借替も頗る困難に陷るであらうと思ふ(「議長如何なる範圍に於て言論を許してあるか」と呼ぶ者あり) 之を要するに本年度の豫算に於ける政府の公債政策は、著々として政府の所謂努力の言明を裏切つて居るのである、將來の公債整理問題をして益々困難ならしめ、財界をして益々不安に陷らしむるものである、經濟界の不安は斯の如くなるに於きまして、產業の發達、生產の擴張、到底望むことは出來ないと考へる、(拍手起る)[illegible]ば政府并に政友會の所謂[illegible]發達と云ふことは、此公債[illegible]に、結局淺茶々々になつてしまうと思ひまする、(拍手起る)「[illegible]心配[illegible]用」「去年も其通りの事を言つて居つたではないか」と呼ぶ者あり) それ故に[illegible]は以上の理由に基いて、減債基金の停止に反對致しまして、之が繼續を主張する者であります、(拍手起る) 其次に[illegible]稅政策の見地から本年度の豫算を考へて見ますると政府は本年度豫算の編成に當つて收支の均衡を維持する能はざるが爲めに、新たに所得稅、酒造稅の增徵を計畫をし、九年度に於て五千七百萬圓、平年度に於て一億三千五百萬圓と云ふ巨大なる增收の計畫を作つた、此增稅の計畫と云ふものは果して租稅政策上適當なる計畫と云ふ事が出來るか、增稅案の……

○議長(大岡育造君) 豫算の修正の關係上、餘儀なき議論を主として貰ひたい、次に討論をする場合には、自ら贊否の通告もあつて、それに從つて許すのであります。

(「議長御約束が違ひますぞ」と呼ぶ者あり)

○濱口雄幸君 增稅案の內容に就きまして議論をする事は、是れは本論の目的ではありませぬ、併ながら一億三千五百萬圓と云へる大增稅を要するに當つて、總て所得稅並に酒造稅の二つばかりに之を負擔せしめ、一切他の歲入課目に及ばぬと云ふことは、果して公平適當なる政策と云ふことが出來ませうか(拍手起る) 一朝國家事ある秋に當つて、相當の調査を遂ぐるの暇がない場合に於て、假に增稅を斷行する必要が起る、此場合に於ては、或は收入額の多くして徵收に容易なる一つか二つかの稅目に付て、之を斷行することを止むを得ないとする場合があるのでありませう(「そんな事は一昨日論ずるが宜い」と呼ぶ者あり) 今日は內閣成立以來既に一年半の日子を經過して居る、稅制全般の調査と云ふことも、既に一と通りは完了した筈である、然るにも拘らず突然として所得稅のみの增稅案を提出し來つて、其他の收入課目には一切手を觸れないと云ふ事は、抑も如何なる理由であるか、(「そんな事は日比谷へ行つてやれよ」と呼ぶ者あり) 豫算委員會に於て總理大臣は、講和條約が效力を生じたのは一月十日である、隨て經濟界も未だ安定をして居ない今日であるから、一般の稅制整理を爲すには適せない、斯

樣なることを申されて居る、成程講和條約の効力を生じたのは一月の十日に相違はありませぬが、戰時狀態の終焉を告げたのは、一昨年の十一月、經濟界はまだ安定をしないと言はるゝけれども、果して經濟界が安定をしない爲めに稅制の整理が出來ないと云ふならば、所得稅に限つて何故に整理をせられたか、(拍手起る)

(「議長々々」と呼ふ者あり議場騷然)

○議長(大岡育造君) 議長は先づ此場合に此整理の爲に(「言論を尊重すべし」と呼ふ者あり)私が一言することを、諸君は御聽取を願ひたいのであります(「議長干涉してはいかぬ」「討論じやない、」と呼ふ者あり)此討論を爲すに付ては、單に修正の意味のみでは通らぬから、多少の議論をすることは許す併ながら修正の理由は是だけで大概濟んだと言うて置きながら、一般の議論を此所に持出すことはいけませぬ。

(拍手起り「議長々々」「下れ〳〵」「やるべし〳〵」「議員の權限に關する問題だ」「議長橫暴」と呼ふ者あり議場騷然)

○議長(大岡育造君) 修正の理由を此所で結ぶと云ふことでありまするから、其御積りで御聽取を願ひます。

○濱口雄幸君 本員の修正の意見と云ふものは、唯今初めに申しました歲出の課目金額のみの說明では徹底をしませぬ、豫算全體に亙つて評論を加へて、是々は政府に向つて、要求をする、是々は査定を加へる、其二つが相俟つて初めて完璧となると云ふ積りであります、(拍手起る)外の點は一切言はずに置いて、唯々修正をするに二三の課目に付て、其金額事項と云ふことを說明しただけでは、吾々の趣意は更に徹底をしない(拍手起る、「討論の場合に於てやれ」と呼ふ者ありそれだけは諸君は大政黨の雅量を以て御聽になつて宜からうと思ふ、(「雅量にも程度があるよ」と呼ふ者あり)今少しやります——兎に角やります(「大にやるべし」「政友會の人は隨分苦しいだらうが我慢をし給へ」と呼ふ者あり)今日の經濟界は不可であると云ふの故を以て、稅制の整理をやらぬと云ふのならば、所得稅も亦やらぬと言はなければならぬと思ふ、凡そ經濟界の影響を受くること最も大なるものは、總ての稅の中で所得稅であります、法人の配當にしろ、超過の所得にしろ、經濟界の影響を受くること所得稅の上に出づるものは無い、其所得稅だけの整理を行つて他の整理はやらぬと云ふ理由を經濟界の不安に求めると云ふ事は明かに矛盾で有ます(拍手起る)所得稅の增稅額は七千八百萬圓でありまして從前の收入額に較べまして六割の負擔の增加となる(「所得稅は關係が無いよ」と呼ふ者あり)豫算は歲入歲出の全部を包含して居る而も此增稅額は歲入中の主なる部分を成して居る之を論じなければ豫算論にはなりませぬ、又酒稅の增收額は一石十圓でありまするが、從前の稅に比較しまして、四割三分の增徵に當つて居る、今一二の稅目に對し、一擧にして四割三分乃至六割と云ふが如き高率の增稅を要求しながら、其歲入課目には一切手を觸れないと云ふことは、果して公平なる增稅政策と云ふことが出來ませうか、(拍手起る)それ故に本員は政府は速に其他の收入課目に亙つて適當なる整理を行ひ、それに依つて負擔の公平を期せられんことを要求しなければならぬ、其次には財政計畫の意見であります……

(議場騷然)

○議長(大岡育造君) 諸君暫く……申します、成るべく反對黨の議論を寬かに聽くことを以て努めて居るのであります、併ながら……(「反對黨とは何んだ」と呼ふ者あり議場騷然)

○議長(大岡育造君) 御聽なさい、私は政府黨と政府の反對黨と、……(「それはいけない」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君) 政府側の人は——政府側の人は、政府反對黨の諸君の意見を、雅量を以て之を聽くべしと云ふことを努めて居るのであります、併ながら豫算を議するには前例もあり、修正を爲すには修正の方法があるけれども、是だけ勘定をして、是だけ除くと云ふが如き、數字のみを言へるものではない、多少の議論は之を許さねばならぬ、それは多少の議論でなく、今濱口君は總體論を此所に持出して、租稅の增稅案までに、論及をして、一般の經濟論に關係するまでを汎く言はれる、之に就ては是までの慣例を全く破られた、之を許すことは議長の忍びざる事であります。

○小山松壽君 議長、私は議事進行に就いて發言したい。

○議長(大岡育造君) 小山松壽君。

○小山松壽君 發言の許可を得ました。

○議長(大岡育造君) 議事進行に就てでありますから、據ろなく許しました。

○小山松壽君 唯今議長は起立して宣言を爲さる御言葉中に、反對黨の言なりと雖も云ふことに私は聽取りましたが、反對黨と云ふことは、如何なる意味を以て宣言中に述べられたのでありますか、先づ其意味を承りまして、其上に於て私は更に發言を求めます。

○議長(大岡育造君) 私が反對黨と言うた事は、此議場內には政府の賛成黨もあれば、反對黨もあります、故に其政府の賛成黨は、政府の反對黨に、雅量を以て聽けと斯う云ふことを言うた。

○小山松壽君 議長は衆議院に於ける議長にして、政府の側に立つべき議長ではありませぬ、而して議場內に於ける所の此志を同じうする者、其黨を成す者の自由であります、議長は其院內に於ける黨派を彼此言ふべきものでないと私は思ひます其故に先刻議長の述べられましたる反對云々の言は、不穩當なりと認めまするが故に、議長の取消を求めます。

○議長(大岡育造君) 小山君の發言は、議事の進行に關係はありませぬ。

(「關係があります」と呼ふ者あり)

○小山松壽君 私は更に申します、唯今の言は失言なりとして、之を取消すべしとの緊急動議を提出致します。

(「ひや〳〵」「賛成々々」と呼ふ者あり)

○小山松壽君 速に採決あらんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 議事の進行を止むる程の發議とは認めませぬ。

○小山松壽君 議長は議事規則に依て議事の進行をなさい、議事の進行を妨げます。

○議長(大岡育造君) 先決問題にはならぬでありませぬか。

○小山松壽君 問題になります、直ちに採決すれば宜い——直ちに採決なさい——是より益々重要な案件を議さなければならぬ、早く採決なさい——成規以上の賛成者があるに、如何に取扱ひますか。

○議長(大岡育造君) 議事の進行を妨げる程のものとは認めませぬ唯今發言者に發言さす譯であります

○小山松壽君 說明者の說明よりも、議場全體に於ての議場の整理として、私は此の議を爲すのであります。

○議長(大岡育造君) 議事の進行には關係ないと思ひます。

(此時發言する者多く議場騷然)

○小山松壽君 關係があります重大の事であります

○議長(大岡育造君) それは後に廻します、それよりも議長は諸君に諮らねばならぬ、甚だ遺憾なる事に立至りました、即ち濱口君に、成るべく其說の終りを告げられることの速かならんことを望みましたけれども、又更に辯論を續けなければ、此終結は告げ難いと云ふ意味を諒解致しました、で此儘に議場は進行を許すか許さぬかを諮るの外はありませぬ。

(此時發言する者多く議場騷然)

○議長(大岡育造君) 暫く休憩致します。

午後三時十二分休憩

午後五時二十六分開議

○議長(大岡育造君) 休憩前に引續き、會議を開きます。

○小山松壽君 休憩前本員より發議致しました緊急動議は、如何に御取扱になるかを此際伺ひます.

○議長(大岡育造君) 反對黨と云ふことに就て起つた問題でありますが、反對黨と言つた其意味は、言換へれば在野黨と云ふ意味でありますが、如何でありますか。

○小山松壽君 唯今議長の釋明に依りまして、議長の意の存する所は之を諒と致しますが、併ながら議長は衆議院の議長なりと云ふ信念を有し、將來此見地に於て職務を執行せられんことを希望致します、本員の動議は之を撤回致します。

(拍手する者あり)

○議長(大岡育造君) 濱口雄幸君。

○高松正道君 議長議事の進行に付て……

○議長(大岡育造君) 議事の進行に付てゞすか。

○高松正道君 先程議長が濱口君の演說に對して、更に辯論を續けなければ、此終結は告げ難いと言はれたと云ふ意味に了解致しました、で此儘に議場は進行を許すか許さぬかと云ふことを、諮るの外はありませぬと云ふ御言葉があつたのでありますが、是は議長の感想であるやうにも見えますが、又一面に於きまして、一の宣告とも見えるのであります、此點に付て議長の御意見を伺つて置きたいと思ひます

○議長(大岡育造君) 是は既に貴方の御了解にも兩

面あるが如く、或は十分でなかつたかも知れませぬが、斯う云ふことを議場に諮らなければならぬやうになるのを、甚だ遺憾とすると云ふ私の感を述べたのであります。

〔拍手する者あり〕

〔濱口雄幸君登壇〕

〔拍手する者あり〕

○濱口雄幸君(續) 私は休憩前に引續きまして意見を述べます、政府は豫算委員總會に於きまして、歳入歳出の八年間概計表と云ふものを御提出になりました、此概計表に依りますれば、本年度は巨額の増税を行ひ、又公債の募集を行ひ、減債基金の繰入を停止致し、剩餘金の多數を繰入れまして、漸く收支の均衡を保つて居る、然るに十年度に至りますれば二千二百萬圓の歳入不足を生ずる十一年度に至りますると、三千三百萬圓の歳入不足となる、十二年度以降に於ては漸く二千百萬圓、乃至四千萬圓の歳入超過となると云ふ計畫になつて居ります、惟ふに政府が此概計表を御出しになりました御趣意は、是に由つて十年度以降財政の基礎が、鞏固であると云ふことを證明さるる爲めであつたらうと考へまするが、本員が此概計表を審査しましたる結果、十年度以降に於ては直ちに歳入に不足を生ずる、其結果として再度の増税を行ふか、然らずんば事業の大々的繰延を必要とすると云ふことになることは、明かな事であります、一言以て之を蔽ひますれば、財政の基礎は極めて薄弱でありまして、恰も砂上に樓閣を築きたると同様の觀があります、(拍手起る) 其故如何と言ひまするに、政府の計畫に依りますれば、歳入は現在同様の好況を續けるものと云ふ見込でありまして、更に將來の減收を見込んでないのであります然るに拘らず歳出の臨時部に於きましては、甚だ過少の見込を立てゝある、即ち既定繼續費に於きましては、九年度分に限つて、現在の物價を標準として見積つてありますけれども十年度以降に於きましては、戰爭前の極めて低廉なる所の物價の儘に計上して居ります、(拍手起る) それ故に十年度以降に至りますれば、直ちに歳入に不足を生ずる其不足を生ずる額は、海軍省の軍艦製造費のみに付て申しましても、七千萬乃至八千萬と云ふ驚くべき巨額になる財政の維持は甚だ困難であらうと考へる、又既定繼續費の追加額並に新規の繼續費に付ては、九年度分に限つて、現時の物價に依て積算をしてありますけれども、十年度以降に於ては、其物價の騰貴の歩合と云ふものを段々遞減致して居る、それ故に若し物價が下落をしませぬ時に於ては、是亦直ちに歳入の不足を生ずると云ふ結果になります、其次には十年度以降の歳出に於きましては、新しい事業の發生と云ふものは全然之を認めてない、併ながら苟も國家が生存發達を致しまする限は、年々新規の事業が澤山出て來ると云ふことは、是までの經驗上無論の事であります、其事業の經營をせんとするならば、是亦直ちに歳入に於て大なる缺陷を生ずるのであります、又若し本員が心配致しまする如くに、財界の不景氣と云ふものが襲來をして來まする時に於ては、政府の見込みたる所の歳入と云ふものは是は減少するでありませう、此場合に於ても財政の維持は、極めて困難となるであらうと思ふ、然るに大藏大臣は此點に關して斯樣に申さるゝ、戰時中國民の富と云ふものは非常に増加を致した、即ち會社の拂込資本を見ても明かである非常の勢を以て増加して居るが故に、假令經濟界の不景氣が來ましても歳入の減少することは無いのである、斯樣なる説明を屢々繰返されて居る、本員を以て見ますれば、大藏大臣の此御説明は、國の富と云ふものと國民の所得と云ふものとを、全く混同されたる議論である、(拍手起る) 如何に國民の富が殖えましても、財界不況の結果として、其富即ち資本から生ずる所の利益の歩合が減少しまする時に於ては、歳入は無論減少しなければならぬ、(拍手起る) 何となれば總ての租税は、國民の富其のものから直接取るのではありませぬ、富より生ずる所得に對して課するものであります、以上四つの理由に依りまして、政府の財政計畫は、假令大藏大臣が信ぜらるる如くに好景氣が繼續すると致しましても、又不景氣が襲來すると致しましても、何れにしても十年度以降、收支の均衡を失する結果を生ずることは一つであります、斯の如き豫算案の提出を受けたる所の議會の態度としては、如何なる態度を採るべきか、議會の權能の及ぶ範圍に於ては、緩急を圖つて歳出の修正削減と云ふことを行ひ其權限の及ばざる範圍に就ては、政府に向つて行政財政の整理を要求し、二つのものが相俟つて始め一財政の基礎を鞏固ならしめる、經濟界の安定を圖り、それに依て一般國民の不安を除くと云ふ外には無いのであります、(拍手起る) 若し政府にして議會の要求を容れず、自分の權能に屬する所の行政財政の整理を行はず、それが爲に財政の基礎を鞏固にすることが出來なかつた時に於ては、其責は斷じて政府に在り、(拍手起る) 次に國家政策上の見地から本員の修正意見を説明致しまするが、我國歳計始まつて以來未曾有の大豫算、十二億七千萬圓と云ふ大豫算の中に果してどれだけの抱負經綸と云ふものを包含して居るのでございませうか、時代の要求に順應すべき所の計畫と云ふものは、どれだけ有るのでありませうか、豫算案を審査して見まするに、前年度に對する歳出の増加額は二億一千二百萬圓であります、其中國防充實の經費が一億圓、物價騰貴に因る經費の増加が六千萬圓、交通通信機關の擴張改良の爲めに三千四百萬圓を要する、此三つの事業を除きますれば、其他のものは殆ど零碎論ずるに足らぬのであります、試みに各省の新規計畫の中、稍々目新しいものと思はれるものを擧げて見ますれば商務官の設置、社會局、勞働課の設置、中等教育實業教育、及私立大學の奬勵と補助、染料の研究、開墾奬勵、並に窒素研究事業の擴張、南米航路、近海航路の擴張、是位のものに過ぎませぬ、時勢の要求に應ずべき所の抱負經綸が如何にも貧弱であると云ふことは、本員の頗る遺憾とする所である、(拍手起る) 試みに勞働問題の一點に就て之を見まするに勞働問題は御承知の通り歐洲大戰爭を經て益々盛に唱道さるるやうになつた、さうして思想問題、食糧問題の結合致しまして、其勢や殆ど當るべからざるものがある、今日に於きましては、勞働問題は最早純然たる經濟問題、若くは社會問題ではありませぬ同時に政治的の運動に變化をして來て居る、此勢は歐羅巴、亞米利加の各國を風靡致して我國に傳はり昨年中に於ける同盟罷業の度數五百内外に及んで居る、甚しきは御承知の通り、或は釜石の暴動となり或は足尾の暴動となつた、最近に至つては、政府の經營せられて居る所の八幡の製鐵所に於ける大騷動となつたことは、政府の親しく目撃する所ではありませぬか、若し今日の勞働問題を政府の遣方の如くに放任を致して何等の計畫をせぬときに於きましては、其運動の性質は或は次第に惡化を致し、勢の赴く所、社會上、政治上に於て、如何なる惡影響を生ずるかも知るべからざる状況である、(拍手起る) 惟ふに勞働問題の解決をする方策と云ふものは、固より一にして足りますまい、或は普通選擧を實行することも其一つであらう、勞働組合の公認と云ふことも其一つでありませう、國民教育の改善と云ふことも之が爲めに必要でありませう、又勞働保險法を制定すると云ふことも其一つであらうと思ふ、然るに政府並に其與黨は、僅に所得税法の改正を以て、唯一の解決策と云ふものを實行せんとせざるは抑々どう云ふ譯であるか、(拍手起る) 就中國民教育の改善に依りまして國民の常識を發達せしめ、勞働保險の實行に依て勞働階級の物質的の安定を得せしむると云ふことは、洵に急務中の急務ではないか、然るに本年度豫算を見ますれば、此點に就て政府は如何なる經營をして居るか、教育に就きましては、僅に中等教員並に實業教員の優遇養成と云ふ事をするが爲めに、僅に百萬圓内外の豫算を要求して居る其外に於ては、國民教育の改善若くは充實の爲めに何等計畫する所が無いのであります(拍手する者あり) 本員は元來義務教育年限延長の希望を持つて居ります、而も政府の施設が之に副はぬと云ふのは、洵に迷惑千萬であります(拍手する者あり) 勞働保險の問題に就きましては如何であるか原總理大臣は、昨年の議會に於て片岡直温君の質問に答へ、勞働問題は調査の費用を要求しなくても、當局官廳に於て其調査を進行中であると云ふ事を答辯したるに拘らず、本年豫算を見ますれば、勞働問題に就ては殆ど何等の計畫が無いのであります、僅に社會局を設置するが爲めに、三萬六千圓の經費を要求して居る、勞働調査の爲めに三萬圓、勞働課設置の爲めに八萬圓の經費を要求して居りまする外には、何等の施設計畫の無いと云ふのはどう云ふ譯であるか政府は全體調査と云ふことに口を藉りて、抑々何年を經過せんとするのであるか(拍手する者あり) 吾々は勞働保險の一種でありまする所の、疾病保險制度の施行を早めたいと云ふ希望を持つて居る、既に其成案も略々出來て居るのであります、政府は疾病保險に必要なる所の統計が未だ揃はぬと云ふのを理由として、今後何年の間勞働保險法の制定を延ばさんとするのでありますか、今日の時勢は申すまでもなく徒らに調査に沒頭して、諸般の施設を緩うすべき時でありませぬ、宜しく鋭意奮勵、速に時代の要求に順應すべ

き所の新しき政策と云ふものを實行すべき時ではないか、本員は此點に於て大に政府の無能を責めなければなりませぬ(拍手する者あり)それとも政府にして、若し此議會中に義務教育の年限を延長すると云ふ案を出さるゝか、或は勞働保險法案を提案致し是が經費を追加豫算を以て要求せらるゝと云ふ信念を持つて居らるゝと云ふのであるならば、宜しく其旨を言明あらんことを望みます(拍手する者あり)斯の如く一面に於ては、何等時代の要求に合致すへき計畫が無いのに拘はらず、他の一面に於ては、何等國家の爲めに必要が無いばかりでなく、却て極めて有害なる事柄の爲めに驚くべき無謀の計畫を立てゝ、多大の國帑を濫費して居る事實があるのではないか、それは何であるか、即ち西伯利出兵是であります(拍手する者あり)(「君等に分らぬ」と呼ふ者あり)西伯利出兵の爲めに一昨年八月以來今日に至るまで、國費を糜すこと殆ど三億圓、本年に於きましても亦臨時軍事費豫算追加として、之が爲めに一億餘萬圓の經費を要求して居る、申すまでもなく、凡そ兵を動かすに當つては、國家の爲め必要止むを得ざる場合でなければなりませぬ、而して公明正大なる理由、確定不動の目的と云ふものがなければなりませぬ、寺内内閣は西伯利出兵の理由に就きまして、更に國民の了解を得ると云ふ態度を執らなかつた、現内閣に及んでも此態度を改めなかつた、國民は兵を出すと云ふ理由を了解することが出來ませぬが爲めに、往々として怨嗟の聲を聞いて居つたのである、此議會に於きましては議員の方から進んで色色の質問をして見た所が、之に對する原總理大臣其他の答辯、言を左右に托して其態度を曖昧にし、說明更に要領を得ないのである(拍手する者あり)是が爲めに國民全體が撤兵を要求するの聲と云ふものは、議會開けて以來益々高潮して來た、斯の如きは今回の出兵に公明正大なる理由の無い結果ではないか、更に出兵の目的に至つては如何、果して確定不動の目的があるか、一昨年八月出兵の當時に於きましては「チェック、スロバック」の救援の爲めなりと言ひ(「脫線」と呼ふ者あり)一たび救援の目的を達するや中頃秩序維持の爲めなりと稱し而して「オムスク」政府が土崩瓦解を致して、秩序の維持と云ふものが到底目的を達することが出來ないと云ふことを知るに及んで、二たび目的を變更して、再び元の「チェック」援助に後戻りをして、然らば二度目の「チェック」救援の目的を達する時に於ては、初めの宣言の通り撤兵するや否やと云ふことを質問しますれば、總理大臣は種々の理由を設けて、撤兵の旨を言明を致さない、恐くは更に四たび出兵の目的を變更するでありませう(拍手する者あり)是で以て如何にして確定不動の目的があると云ふことが出來るか、斯の如くに公明正大の理由も無く確定不動の目的も無くして一年有半の長きに亙つて、徒らに數萬の兵を千里の異域に曝し、既に千二百の犧牲を拂ひ、三億の國帑を糜して居る、此の事既に國民の堪へ難き所であります、宜しく速に撤兵して、罪を上下に謝せなければなるまい、然るに政府は更に撤兵の意思が無いばかりでなく、本年四月より來年三月に至る、一箇年間の軍事費の追加豫算を要求して居るのである、本員は斯樣に確信を致す、此上の出兵の繼續と云ふことは、國民の斷じて忍び能はざる所である(拍手起る)本員は茲に國民の意思を代表して軍事費の豫算を削減を致し(「のう〳〵」と呼ふ者あり、又拍手起る)以て撤兵を政府に向つて強要せんとする者である(「のう〳〵」「國民は君より能く知つて居る」と呼ふ者あり、拍手起る)政府も亦宜しく前非を悔ひて、豫算削減に同意を表せられるが宜からうと思ふ、本員は又此機會に於て政友會の諸君に告げる(「大きな御世話だ」と呼ふ者あり)諸君は所得稅法案に對して、政府の原案に對し非常なる大修正を加へられたる、其勇氣を再び振起して、此軍事費豫算に向つて、大削減を加へられることであらうと思ふ、聞く所に依れば信僞は保證しませぬけれども、政友會の諸君も、内心は西伯利出兵に反對であると云ふことである(拍手起る「のう〳〵」と呼ふ者あり)更に甚しきは政友會出身の内閣諸君も同しく出兵には反對であると云ふことを仄に承る此内閣は政友會内閣てはないか、其政友會内閣に於て、政友會出身の大臣が果して出兵に反對であり、又此政府を擁護して居る、與黨たる政友會の諸君が出兵に反對であると云ふのに、其の結果は出兵の繼續となり、更に増兵となつて、茲に豫算要求が來て居る、是に於て本員は政友會の健在を疑はざるを得ない、本員は政友會の名譽の爲めに、諸君が擧黨一致して、在野黨の削減に同意さるべきことを期待致します(拍手起る「憲政會耄碌せり」と呼ふ者あり)

右の外各省の經費の中、或は急に之れを施行する必要の無いものもあり、又之を施行すれば害の有るものもあり、又施行の方針に對し、本員等と主義を異にするものもある、是等は當然相當の削減を加へなければならぬ、其削減の課目金額に就きましては、一番冒頭に於て說明した通りであります……

○議長(大岡育造君) 時間の延長を致します。

○濱口雄幸君 以上陳述を致しました意見の中、前にも申上げました通り、豫算議定權の範圍に屬する事項に就ては、本員は茲に修正案を提出したのであります、豫算査定權の及ばざる範圍に屬するものは已むことを得ず茲に意見を開陳致して、政府に向つて速に之を實行せんことを要求する者である(拍手起る)併ながら茲に政府と言ひますことは、必ずしも原内閣を意味するものではない、本員は現内閣を信任致しませぬ不日不信任案を提出を致して、政府の自決を期待致します、而して後繼内閣の如何に拘らず、國家の爲め本員の意見を實行せんことを、國民に代つて茲に要求を致す。

○岩崎勳君 日程第十一及第十二は、本日は此程度を以て延會し、特に明日例刻本會を開き、之を議決せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、仍て本日は是にて散會。

午後五時五十五分散會

○大正九年二月十三日(金曜日)

午後一時十三分開議

議事日程 第十一號

第一 **大正九年度豫算案** (前會の續)

第二 (第一號)**臨時軍事費豫算追加案** (前會の續)

第三 **函館控訴院の移轉に關する法律案**(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第四 **大正二年法律第九號中改正法律案**(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第五 **議院法中改正法律案**(政府提出) **第一讀會の續**(委員長報告)

第六 **朝鮮に於ける國勢調査に關する法律案**(政府提出) **第一讀會の續**(委員長報告)

第七 **公債金特別會計法案**(政府提出) **第一讀會の續**(委員長報告)

第八 **鐵道國有法中改正法律案**(政府提出) **第一讀會の續**(委員長報告)

第九 **道路公債法案**(政府提出) **第一讀會の續**(委員長報告)

第十 **國債整理基金特別會計法中改正法律案**(政府提出) **第一讀會の續**(委員長報告)

第十一 **家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案**(政府提出) **第一讀會の續**(委員長報告)

第十二 **電信事業公債法案**(政府提出) **第一讀會の續**(委員長報告)

第十三 **電話事業公債法中改正法律案**(政府提出) **第一讀會の續**(委員長報告)

第十四 **朝鮮事業公債法中改正法律案**(政府提出) **第一讀會の續**(委員長報告)

第十五 **臺灣事業公債法中改正法律案**(政府提出) **第一讀會の續**(委員長報告)

第十六 **樺太事業公債法中改正法律案**(政府提出) **第一讀會の續**(委員長報告)

○議長(大岡育造君) 諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一昨十二日議員より提出せられたる議案左の如し

勢和鐵道速成に關する建議案

提出者 佃 安之丞君 井島 茂作君
濱田 國松君 尾崎 行雄君
川崎 克君 越山太刀三郎君
小林嘉平治君 堀川 美哉君

國都鐵道建設に關する建議案

提出者 兒玉 好熊君 陣 軍吉君

一今十三日議員より提出せられたる議案左の如し

日南東部鐵道建設に關する建議案

提出者 長峰 與一君 陣 軍吉君

一昨十二日議員より提出せられたる質問趣意書左の如し

警察官の暴行に關する質問趣意書

提出者 森田 茂君

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に

揭載す」

一昨十二日委員長及理事互選の結果左の如し

會計法改正法律案委員

委員長 指田義雄君

理事 長田桃藏君 小橋藻三衞君

大正八年法律第九號中改正法律案委員

委員長 石原正太郎君

理事 大石五郎君

大學特別會計法案外一件委員

委員長 金杉英五郎君

理事 渡邊陳平君

會計士法案委員

委員長 小川寅六君

理事 一宮房治郎君

一今十三日委員長理事の互選の結果左の如し

小額紙幣發行繼續に關する法律案外一件

委員長 尾見濱五郎君

理事 金澤仁作君

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案委員

委員長 米田穰君

理事 近藤達兒君

明治四十年法律第二十一號中改正法律案委員

委員長 秋田寅之介君

理事 南澤宇忠治君

一昨十二日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第六部

決算委員 工藤善助君（尾見濱五郎君補闕）

一昨十二日議長に於て選定したる委員左の如し

小額紙幣發行繼續に關する法律案外一件

尾見濱五郎君 寺田省歸君

渡邊勘策君 長峰與一君

石川又八君 長尾元太郎君

小林嘉平治君 有森新吉君

金澤仁作君

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

米田穰君 土谷全次君

牧山耕藏君 鳴海文四郎君

岩佐善太郎君 臼田久內君

日比野寬君 近藤達兒君

山根正次君

明治四十年法律第二十一號中改正法律案

南澤宇忠治君 西田毅吉君

宮本逸三君 大石五郎君

鵜澤宇八君 森秀次君

小西和君 秋田寅之介君

佐々木平次郎君

一昨十二日會計法改正法律案委員井原喜代太郎君辭任に付其の補闕として横山金太郎君を、少年法案外一件委員樋口秀雄君辭任に付其の補闕として井戸文四郎君を孰れも議長に於て選定せり

○議長（大岡育造君） 是より會議を開きます、請願委員長湍君より請願委員會を開く申出があります、許可するに御異議がありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 許可になりました。

○高木益太郎君 議事の進行、院內の秩序に關して議長に質疑したいことがあります。

○議長（大岡育造君） 許可致します。

〔高木益太郎君登壇、拍手起る〕

○高木益太郎君 議事の進行、院內の秩序維持に關して議長に質疑致したい事柄は、今日の議事日程中豫算案並に函館控訴院の移轉に關する法律案が、過日來委員會の議に付せられまして、去ぬる九日豫算第一分科會に於て審議の末、政府案反對五名、政府案贊成五名、結局主査津田毅一君が原案反對の態度を執られたが爲に、政府の此部分に關する豫算案は否決になつて居る、又續いて昨日は函館控訴院の移轉に關する法律案の委員會を開かれまして其結果は委員贊成三名に對して、反對五名の數を以て否決せられたのであります、其委員會開會中何れの委員會にも、檢事長中川一介なる者が出席をして居る、中川一介なる者は、嘗て衆議院の書記官長林田龜太郎君に對して起訴を爲したる所の、有名なる檢事である、又法律案の委員中には、現に刑事被告になつて居る人も有る、何の必要があつて檢事長か、政府委員に非ずして委員會に出席をするか、固より委員會は獨立の判斷をする譯でありますけれども、世間は之を何と見るか、往々誤解を招く虞なきに非ずと信ずるのであります、而して本院の先例を調査して見ますると、大正四年四月出版衆議院委員會先例彙纂の第九十九に、政府委員に非ざる官吏の退場を命じたる先例があります、豫算委員會に於て尾崎行雄君より「此處に列席せる官吏は皆な政府委員なるや否や、若し政府委員外の官吏ありとせば、此[illegible]の官吏は何の規則に據りて列席せるや、余は其の入場を許すべきものにあらずと信ず」斯う云ふ發議がありまして其政府委員外の官吏に退場を命じて居るのであります、若し傍聽人と云ふことであれば、議長から相當なる手續に依て、傍聽券を得て本會議の傍聽は許しますけれども、委員會は固より許すべきものでない又政府委員外の者であると云ふことであれば、此入場に付ては特に委員長の許可を要するものであると云ふ事も、亦疑が無いのであります、恐くは委員長は中川一介と云ふ檢事長の顏を知らなかつたらうと思ふ、どう云ふ次第を以て斯る者が議會の委員室に列席をしたか、甚だどうも時節柄不穩當、不秩序極まつた事であると信ずるのでありますから、其顚末を詳細に伺ひたいのであります（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 高木君に御答を致します、唯今の事實は、唯今の御演說に依て始めて承知致しました、取調べます積りであります。

〔高木益太郎君「嚴重に御調を願ひます」と呼ふ〕

○議長（大岡育造君） 前日の會議に引續き、豫算案に對する修正の趣意辯明を求めます――鈴木梅四郎君。

第一 大正九年度豫算案（前會の續）

第二 （第一號）臨時軍事費豫算追加案（前會の續）

〔鈴木梅四郎君登壇、拍手起る〕

○鈴木梅四郎君 諸君、私は我黨から提出致しましたる豫算查定に就きまして、修正の意見を述べます數字上の事は御手許に印刷に付して配付してございまするが、數字上の詳しき御話をすることは止します、今年度の豫算に對しまして、我黨の査定は極めて些少のものであります、第一は司法省所管の第二款、函館控訴院移轉費十七萬七千餘圓、及同省歲出臨時部に於きまして、札幌控訴院建築費十七萬圓、是と關係致しまして、乙號の同建築費四十二萬圓と云ふものを第一に削ります、第二は一般會計の經常費の陸軍省の所管に於きまして、朝鮮師團步兵隊完成期繰上、及定員增加に要する經費、其中の輸送費三十一萬六千五百餘圓だけは認めまして、他の經費百六十六萬一千七百餘圓を削除致しました、其次に第三には同省所管の馬匹買上代の中幼駒買上代五十四萬五千[illegible]百圓を削除致します、第四には特別會計「朝鮮總督府歲出[illegible]、第十八款[illegible]朝鮮事業[illegible]成費、朝鮮農事改良株式會社補助[illegible]を削除しました、即ち一般會計の經常臨時[illegible]計と合せまして、査定額は二百[illegible]十八萬四千三百三十二圓、乙號の經常費が四十二萬圓と云ふものに過ぎないのであります、而して第一の削除理由は國家の經費多端の折柄、函館より札幌に移すの必要を認めないと云ふのが根本の理由であります、之に就きまして此上に詳しく說明をする必要はございませぬが、司法省と致しましては、まだ緊急を要する各種の施設が大分ある筈であります、緊急の施設にしなくてはならぬものを措きまして、殊に之を今年度にやると云ふ必要は全然認めぬ、斯う云ふ理由でございます、それから第二此朝鮮の問題は、態々朝鮮に斯樣なものを設ける必要が無い、內地のものを移して然るべしである、實は此後に追々此軍制の事に就て御話しますが、師團整理と云ふ問題も中々重要な問題であります、其意義から致しまして內地から移して宜しい、それ故に輸送費だけは之を認めて、他は一切削除する、第四に所謂朝鮮の農事改良株式會社、此事も詳しく茲に說明を要さぬと思ふ、昨年も開墾會社の問題で當院の問題になりまして、大分八釜しき問題、當院は幸に通過しましたが、貴族院に於て是は否決になりましたが、彼れと殆ど同じ理由で、私共は之を削除したのであります、朝鮮の僅かなる財政の中から、今年は二十萬圓でありますけれども是が段々殖えまして、結局一年に百六十萬圓迄は補助をして行く責任を負ふことになるのであります、御承知の如く朝鮮に於きましては、昨年の騷擾以來國家として施設すべきものが中々澤山ありますのであります、然るに此不當不公平なる、斯樣な天下に非難のありまする補助法を設けまして、一會社に私すると云ふことは、甚だ不都合なる事と認めたのであります是は政友會諸君にも御再考を願ひたい、若し衆議院が多數の――諸君の多數に依て假りに通りましても、此現代の國民の思想から致しまして、斯樣な補助法と云ふものは、何人も是は贊成せざる――頭から否認すべき問題でありまするからして、賢明なる貴族院諸君は、矢張昨年のやうな態度に出でられるであらうと私は確信するのであります（「ひや／＼」と呼ふ者あり、拍手起る）吾々の査定の四

箇條は是だけでありまするが、此査定を致しまして他の全體の豫算を吾々が承認致しまするのは、喜んで其眞實に贊成を表したのであるか否やと云ふ問題でありまするが、私共は之に對して全然贊成――喜んで贊成した者ではないのであります(拍手する者あり)實は豫算案提出の當日に於きましても、今年度の財政計畫に就きまして私から質問を致して居りまする通り、此世界の大變化、日本國に於きましても更始一新、日本改造の時期に入つて居ります、此時の財政計畫と致しましては、如何にも餘り平凡であります、餘りに其日暮しであると云ふことも、私共は、批評することを辭せないのであります、故に此點に就ては大不滿足を表して居るのであります、去りながら原總理大臣が、幾度か委員會若くは當議場に於て宣明されて居る所を吾々は聽いて居ります其聲明された所の事實を摘んで申しますれば、此財政經濟問題に就ては、我黨が昨年建議致しましたる臨時財政經濟調査會なるものがあるに依て、之に十分諮問をして、時局に順應すべき所の財政經濟の策を立てる、又其他の問題に就ても熱心に調査中である、調査が出來次第に當議會にも或は出すかも分らぬ、當議會に出し得ないものは此次の議會に出して根本的の所謂時勢に順應するだけの國策を樹てると云ふ意味の聲明を爲して居らつしやる、私共は此聲明に信を措く者であります、幾度か聲明されたものでありますから、此聲明に信を措きまして、實は今年度は以上申しました四點の査定に止めて、他は條件を付けて贊成を致したのでございます、然らば吾吾は如何なる條件を之に付けるか、是が私は是から申上げる點であります、即ち警告的の條件を付して吾々は今年度の豫算案に贊成をするものであります此警告的條件は六箇條程ございますが、第一に私は國防上の陸軍軍政の事に就て、警告を致します、此陸軍軍政の問題は、我國の過去の議會に於きましては、兎角是は玄人の問題であるとして、議員は勿論のこと、當局大臣も全く是は別物として、研究をして居られぬ事實がございます、現に私は今年も陸軍の事に就て質問致したる場合の返答を見ましても、原總理大臣を首めとして、此問題を十分に御研究になつて居らぬと云ふことを私は認めたのであります斯樣な譯でございまして、我が陸軍は日本の財政――歳出の中で最も重要なる部分を占めて居る、今後も中々重大なる問題になつて參りまする、其事がです、此改造の時期に方つて斯の如く閑却されると云ふ事は、衆議院の面目でないと私は信ずるのでありますから此點は第一に警告して置きたいと思ふ乃ち私は此警告の希望條件を述べます、即ち陸軍軍政の刷新整理と云ふ事になりますが、其刷新整理の必要でありまする茲に四つの大なる事實が出來て居ると云ふ事を先づ御話するのが順序であらうと思ふ、第一は何であるか、即ち想定敵國に大變化を來したと云ふことである、是は私が説明致しまするまでもなく、我が陸軍國防の標準と云ふものは、露國を想定敵國として立てられたと云ふことは、今日茲に明言しても宜い問題であらう、確に之を根據されて總てのものが出來て居る、其露國即ち武力一方を以て世界に雄飛した露國、其背後には又世界に最も怖れられた所の獨逸が居つて、露國を操縱して居つた、此二重の意義のありまする想定敵國を土臺として居つたのでありますが、此度の大戰の結果はどうなりましたかと申しますれば、御承知の通り露國は今日の如き有樣になつて居ります、まだ露國が如何に安定するかは、何人も明言することは出來ないのでありますけれども、併ながら「ロマノフ」が再び興つて軍國主義の所謂帝國と云ふものゝ再び興つて參らぬと云ふことは是は確であります、確に民主主義の共和國が成立つであらうと云ふことは、何人が考へましても是は疑のない事と斷定して宜いと思ふ、況や其背後に在つて始終操縱を致しましたる獨逸は、御承知の如き有樣になつた、此獨逸の再興さへ今日は疑はれる程の有樣になつて居ると致しますと云ふと我が陸軍の標的と致しましたる想定敵國と云ふものは、全く無くなつた、而して之に代つて出來たものは民主的の共和國が茲に出來て、ある、況や「ヘ」の字なりにでも出來上つた、國際聯盟、之が一方に存して居ると云ふことになりまする と云ふと、此陸軍軍政に於きましては、どうしても大變化を生ぜざるを得ぬ、又之に應ずるだけの事をしなくてはならぬと云ふのは、私の喋々を要せぬ所、是が第一、第二は現代の戰爭の意義は、全く從前と異つてしまつたと云ふことである、それはどう云ふ事か、是までの戰爭は訓練を致しましたる軍人と軍人との戰爭であつた、所が此度の大戰の結果として、一國の兵力のみで戰は出來ない、即ち國民の體力、智力、財力、産業交通等、總て社會の全組織、此全組織と云ふものと國力の總和と云ふものを傾倒すると云ふのが、今日以後の戰爭であります、即ち言を換へて申しますれば、人力と物質との一切を擧げて國家の運命を賭すると云ふのが今後の戰爭の意義であります、是も確に從前とは非常な相違を來して居る問題でありますそれから第三には何であるか、戰爭の方法が又根本的に變つて居る、御承知の通り此度の戰爭に於て武器は非常に改つた、殊に飛行機、飛行船、自動車其他新たなる所の武器が採用されて、戰爭の仕方は全く違つてゐる、是迄の如く小部隊が活動して、其部隊々々が自ら獨斷專行の知識を使つて働くと云ふ働は殆ど無くなつて、大集團大部隊を以て戰ふことが必要になつて來た、隨て斯樣な事になつて居りますから、是が軍政上には非常な關係を持たなくてはならぬ、此事は大なる問題でございますが、一寸茲に分り易く説明を致しますれば、武器の改良進歩と共に戰爭の仕方の違つて來たことは、歴史的に諸君も日本内地だけも能く御分りであらうと思ふ、即ち所謂刀劍を專ら武器と致した場合、それから槍薙刀等が出來た場合、若くは弓矢の行はれた時、それから小銃が用ゐられた時、段々戰爭の方法が改つて行つて終には昔と較べると根本的に戰爭の方法が違つてしまつた、隨て兵士と云ふ者軍人と云ふ者が、元の通りの型ではいかぬと云ふ事が明白になつて來た是は私が委しく説明致しませぬでも分る事でございますから、此武器の非常に改つたと云ふことが中々大事な問題である、それから第四には一口に申しますれば、軍隊の民衆化とでも申すが適當であらう、是迄は戰爭なるものは軍人の戰爭であつた、所が今度の實戰の證する所、戰爭となれば訓練されたる所謂軍人ばかりの戰爭ではない、國民擧げて此戰爭に直接間接に當つて行かなくてはならぬ、隨て今後は此國防上國民全體が、自ら國防に當る自覺をして行かなくてはならぬと云ふことは明白である、即ち國防なるものは、もう軍人の手にばかり委して置くことは出來ない、國民全體が此國防の責任を自覺して卒ざ事有つた秋には大動員を行つて、乃ち國防は何人も總て之に當ると云ふ意義にならなければならぬ是が第四の事情であります、此四つの事情は、此度の戰爭に依て出來ました著しき新しき事情であります、此事情を考へますれば、從來の型に依りまして陸軍の軍備充實と云ふものを圖ることは、全く意義が無い事になるのであります、尤も現陸軍大臣は近年の陸軍大臣中最も軍事に明かで、又能く御分りになつて居る樣子でありますから、種々なる改良計畫もあるやうにありますけれども、併ながら私共此四箇條の事情を根據として其施設なさる所を見ますと餘程まだ遲れて居りはせぬかと云ふことを斷言するのであります、此四つの事情を基礎として、然らばどう云ふ事をやつたら宜しいと云ひますれば、重要な問題は色々ありまするが、先づ私共は簡單に此點を擧げて申しますれば、兵の在營年月を二箇年に短縮する、それが第一、第二は歩兵の在營を一箇年に短縮して、其定員を半減にしてしまう、是が基礎事情である、是は第三の事情で申上げた通りでございまするから、此説明は詳しく致しませぬ、詳しく致しませぬが、兵士を出して獨斷專行を爲さしむる機會と云ふものが甚だ少なくして、司令官が命令を以て、大集團大部隊を働かせる戰爭が多くなつたと云ふ場合に於ては、無駄な教練は廢して、唯だ射擊及戰鬪力を養成すると云ふことに最も重きを措くことにして、成るべく多くの國民に軍隊教練を與へると云ふ此趣意から申しましても、吾々が多年主張して來ましたる一年兵役問題を、一日も早く實行する必要に迫つて居ると思ふのであります、最も總てを一年と云ふことに致しましては差支の起る場合もあります、乃ち衞兵勤務、衞戍勤務、宮闕守衞、若は新兵教育の助手となるやうな特殊の者は、一年半若くはそれ以上やる必要があるかも知れませぬが、一般の歩兵と云ふものは、嚴重に一年に限つて差支ないと信ずるのであります、それから第三には此兵卒の雜役禁止であります、是は教練時間を殖す爲め、又兼て此小使同樣に使つて居るが爲めに、兵士の氣品を傷けて居ることも中々ある、それが此兵士の氣品を高める爲めに兵士の雜役を禁止して專門の小使給仕と云ふものは人夫を使つて宜しい、此上の説明は必要で無からうと思ふ、第四は兵卒の給料、是は大に增額を爲さなくてはならぬのであります、勿論財政の都合に依りまして、理想的に遽に增加することは出來ないかも分りませぬが、吾々の信ずる所に依りますれば、一年以內在營の兵士、即ち前年一年兵役を實行した其兵卒に對しては日給三十錢、一年以上の在營の兵士は五十錢を最低度とする必要がある

のであります、是も詳しく說明する必要は無い、實明なる諸君は御承知であらうと思ふ、それから第五には下士の補充法並に其給料及優待法に就きましては、是亦他の先進國と較べますると非常に遲れて居ります、是も根本的に時勢に順ずるだけの事をやつて行きませぬけれども、所謂陸軍々備の充實と云ふものは六けしいのです、それから第六には師團の配置整理である、此師團の整理と云ふものは私共は最も必要と思ひます、是はもう陸軍部內に於ても定論になつて居ると云ふことを承つて居りましたが、軍團組織と云ふものが採用されるかどうか分りませぬが、未だ決定は致しますまいが、結局是は斯樣に編成替をされる時機があらうと思ふ、其時機に於ては少くともです此師團の配置に大整理を加へ、大に之を改めて行く必要がある、假りに一二言此所で附加へて置きますが、日本の師團の所在地は、最初內亂防禦の爲めに出來た六鎭臺が其基礎となつて、他の師團は專ら地方の要求に依て、所謂公平に師團を設けると云ふ意義からして、情實的に出來たものが多い、それ故に今日の如く內地に軍隊を必要とすると云ふことはもう萬々無い、卒ざ事有ると云ふ秋には動員は海外に向つて、少くとも日本以外に向つてやると云ふ此見地から見ますると、今日の師團配置の有樣と云ふものは、全く此方針に還つて居るので、交通の關係、海運の關係、陸運の鐵道の關係等から申しますると、非常な不都合なものになつて居ると云ふことは事實であります、でありますから之を是非根本的に改良する、而して少くとも此師團の編成替をする場合には、步兵師團は少くとも二十箇聯隊位は減少すると云ふ方針を執つて行きたい、斯樣な事でございます、次には此戰死者の遺族、或は癈兵に對する待遇を非常に改めなくてはならぬ、是は少しく說明を致す要があります、現在法に依りますると云ふと、戰死をした者、卽ち一命を 陛下に奉り國家の爲に捧げたと云ふ其戰死者の遺族は、如何なる待遇を受けて居るか、卽ち月に九圓と云ふ薄き待遇を受けて居るのであります、卽今是が改正されてどうなつて居りまするか分りませぬが、吾々が此規則の上から見ますると月にたつた九圓で、立派な一家の生計を立てまする中心人物の亡くなつた、其遺族と云ふ者は、月に九圓と云ふ金を頂戴致して、それで生活をして行はなければならぬと云ふ譯であるそれから又癈兵、兩眼を失ひ、兩腕を喪つたと云ふ癈兵の中でも、最も哀れなる其癈兵は如何なる待遇を受けて居るかと申しますれば、是が月に四圓と云ふ金を貰つて居るのであります、凡そ戰死者に對する待遇、及癈兵に對する待遇斯の如き殘忍――寧ろ殘忍と申します――待遇を致します國が何所にありますか、何日までは是でも過ぎて居つたか分りませぬが、今後は斯の如き事を致して日本の譽と致しまする所の、忠勇義烈の軍隊を長く維持すると云ふことは、斷じて出來ない事と思ひます、此故に是は大に厚くしてやる必要があるのである、それから第八には抽籤又は不合格にて兵役を免かれたる者に對して、相當の物質的負擔を增す、所謂國家の爲めに兵役に服した者と相對して、物質の上に於てだけでも稍近いものに負擔をする、さうして一面には又兵役に從事した者には相當の名譽と待遇を與へて、此程から私が總理大臣に質問致しました、血稅負擔の均衡を圖つて行くと云ふことが必要である、今日の如く此合格した中でも籤に依て免れ、或は不合格に依て免れる、さうして合格して籤に當つた者だけが兵役に從事する、兵役に從事する者は一家の最も必要なる人を取られるのでありますから、其一家と云ふものは非常な物質的に既に損害を被つて居る、其上に癈兵にでもなると、今申します通りな薄き待遇を受けて非常な困難をしなくてはならぬ、所が一方籤に依つて免れたる壯丁はどうであるか、或は不合格に依て兵役に出ない者はどうであるか、之を冷靜に考へて見ましたならば、所謂血稅なるものも、國民全體に均衡に負擔して行かなければならぬと云ふことは、私の申すまでもなく正當の理由でありまするが、其點から考へて是で果して宜いのであるか、どうか斯樣な事をして、置いて長く我日本の名譽ある軍隊を維持することが出來るか否や、是は詳に論じないのでも、何人も常識を以て判斷して斯の如き血稅負擔の不權衡を維持して居つてはならぬと云ふことは、御分りであらうと思ふのであります(拍手起る)第九は陸軍の所管でありまする砲兵工廠千住製絨所、被服廠、糧秣廠及海軍の燃料廠斯樣のものは速に民營に移し、民間の事業とするの必要があるのであります、是は近項軍事動員の關係から申しましても、先刻來申しまする通り、卒ざ戰爭と云ふ時になりましては、斯樣な小さなものを陸軍が持つて居りました所で、それで事足るのではありませぬから、どうしても產業全體の軍事動員を致しまする時の用意と致しまして、民間に此事業を十分に會得せしめ、盛にして置くと云ふ必要があります、其點から是は速に民業に附すべきものと信ずるのであります、卽ち私は我國の軍制の基礎となる四つの事情を考へて今後斷行すべきものは此十箇條に在ると信ずるのであります、それから警告的希望の第二は何であるか、是は財政の根本的整理であります、此時局に順應すべき國策を樹てると云ふことに就きましては、今後如何に儉約を致しましても、非常な國費を要するのであります、是は國費の膨脹と云ふことは到底免るべからざるものと、御同樣覺悟して居らないではならぬ、今年度豫算が十二億七千六百餘萬圓と云ふので、古今未曾有の大豫算と申して居りまするが、之を英國の豫算に較べて見ますと、英國の海軍豫算に追付くか追付かぬだけの數字であります、世界五强國の一として、殊に東洋に於て最も重き任務を持つて居る帝國と致しましては、種々の設備の上から考へまして、英國の海軍費だけに對する位の費用を以てやつて行くことの出來ないと云ふことはさう喋々の辯を要せずして分つて居る事でありますから、將來はどうしても國費は膨脹するものと御互に是は覺悟しなければならぬ、此見地から參りますると云ふと財政上には非常な根本的の整理をして行かなくてはならぬ、如何なる事をやるかと申しますれば、私共は此程も申しましたが、地價の修正――都會地は無論の話でございますが、此地價の差增稅なども無論課さなければならぬ、それから成るべく時勢に順應すべき直接稅を殖して間接稅を成るべく減らす、或は其他にもまだ重要な點がございますが所謂稅制整理と云ふものを根本的にやる必要があるさうして今日までも非常に負擔が不均衡になつて居りまして富豪階級特權階級と庶民階級との間の租稅負擔の不均衡を改めて行くと云ふ必要がある、或は莫大なる官有財產の整理、是も洵に今日迄は無意味に唯だ各省に確保されて居りましたが是は宜しく相當の處分を速にして行く必要があります、又官業の中にも、製鐵所の如き、其他民業に移しまして、十分に其事業の發達を圖ると同時に、財政整理を助けると云ふものもあります、要するに財政整理と云ふものは、根本的に――生溫い事ではいかぬ根本的にやつて、今後到底此日本帝國の現在の局面現在の位置を維持するに足るだけの費用は、どの位掛つても出して行へと云ふ覺悟を以て、此財政の根本的整理をすると云ふことは、最も必要な事であると信ずるのであります、是が第二箇條であります、第三は行政整理の問題、從來此行政整理と申しますと、局課の廢合、人員の減少と云ふやうなものが重に論ぜられまして、又現に西園寺內閣の時か山本內閣の時に少し行つたことがありますが、我々が茲に行政整理の急を要しますのは、其意味ではない今日までの我日本の所謂諸官省の事務の取扱はどうであるか、全く事務的でない「ビジネス」的でない、太政官以來所謂軍人であるとか、或は書生であるとか云つたやうな事務的の才能の無い人々が、德川幕府のやり來りなどを參考にしてさうして此諸官署の事務を扱ふやうな基礎を立てたのか根本になつて居ります、それがずつと今日まで傳統的に傳つて、何等改つて居らないさうして此諸官署に入つて仕事をする人は、どう云ふ人かと云へば學校を出た人が直ぐに入つて其形式の中に入つて、形式通りの仕事をして行く、此故に此事務と云ふものが非常に繁文縟禮になつて少しも「ビジオスライク」と云ふ點から申すと、殆ど成つて居らぬと思ひます、是はどうしても事務と云ふものは、官署の事務でも民間の事務と同一であります、簡易敏活と云ふことを主として行かなければたらぬ、それには矢張事務を取扱ふ主腦者に十分の給料を與へて、さうして其全智全能を發揮せしめて、民間に唯一なる成績を擧げて居る銀行會社などの事務の遣方は、先づ此歐米のそれを能く研究して居るのでありますから、餘程進んで居る少くとも其程度にして、其事務の簡易敏活を主として行くと云ふ點に到達しませぬければいかぬのであります、さうしますると云ふと人間を減らす事も出來れば、局課の廢合も從つて出來ませう、根本的に此能い人を入れまして――それ〴〵の主腦者に能い人を入れてやると云ふ根本的に改めて行く以上は餘程此行政整理が出來て、國民も今回の如き役所の事務の取扱に苦しむやうな事が無くなつて洵に官民一致して好い工合に行かうと思ふ、此意味に於きまして行政整理を根本的に要望するものであります、第四は物價調節、物價調節の問題は憲政會の諸君からも申されましたが是はどうしても調節を必要と致します、是に

は緩急色々何もありませうが、併ながら私共は茲に物價調節の中に最も急を要するものは何かと申しますれば、絶えず國民の生活の七八割を占めて居りまする食物、此食物の値と云ふものを相當に調節して行くと云ふ事が、何より必要な事であると私は斷言するのであります、總ての物價の調節は無論必要であります、必要でありまするが就中此主要食物の値を調節すると云ふ事が最も大切である、此問題になりまするると云ふと米の生産者が云々と云ふ論もございますが、私共左樣な窮屈の事を申すのではない、我英國……(笑聲起る)同盟國の英國に於ては彼の麵麭の價を安く維持する爲めに、一年に五億圓の金を使つて居ります、私共は同盟國の英國の半分位使つても宜いと思ふ、一般庶民即ち國民の大多數を占めて居る、庶民階級の生活費を分析して見ると、其七八割は食物であると云ふ以上は、此問題は國家の大問題として大切なるものであります、此問題に就ては二億三億の金を使ふのは決して不當でない、さうしますれば、所謂米の生産者、所謂農民に何等の打擊を與へずして出來るのである、此時局に當りまして此位のことを爲すべきが當然と思ひます、如何となれば此主要食物を今日の如く高きに置きまして、給料を上げてやるとか手當を殖してやると云ふやうなことをやりましても、それは殆ど比較にならぬのであります、隨分苦んで居る者が多い爲めに、一方に於きましては思想問題に非常に惡影響を與へて居る、昨日濱口君も此點に就て大分詳しく御述になりましたから、私はさう詳しく述べる必要はありませぬが、此生活の難いと云ふ爲めに、種々の方面に種々な惡結果を來して居ると云ふことは明瞭のことである、即ち今後日本に若し惡しき思想が入つて參りまして、即ち我が帝國の獨特なる國民思想に多少なりとも惡しき結果を與へると云ふことがあつたと致しましたならば、其主なる原因は何であるかと申しますれば、多數の國民中の九割以上を占めて居る多數の人々に食物を十分に與へない政策が、與つて主なる原因であると云ふことを私は斷言することを憚らないのであります(「拍手起る」)でありますから此問題は、餘程奮發して解決する必要があるのみならず、此國民思想ばかりではありませぬ、此食物問題は、今日此世界に於て戰後の競爭をやる、即ち產業上に大に競爭をして行かねば、我國の國富を增進して行くことは出來ぬと云ふ場合に此主要食物の高いと云ふことは、總ての生産事業に非常な打擊を與へるのであります、即ち産業を十分に發達せしむる一點からばかり考へましても、主要食物と云ふものはどうしても調節をして、相當に安くする必要があると云ふことを附加へて置きます、第五は徹底的に此社會政策を實行することであります、近頃政友會の諸君も、憲政會の諸君も、此社會政策を大分主張になるやうになりまして、私共は非常に愉快と致すのでありますが、併ながら今日此議場に現れて居りまする所では、未だ徹底的に行はれさうにないのであります、私共は此改造期に入りましては、是はどうしても徹底的に行はなければならぬ、即ち社會保險――各種の社會保險を國家が主となつてやつてどうしても此多數の庶民階級と云ふものゝ、樂に生存して行かれる所の方法にして行かなくてはならぬ即ち國民の强壯なる者には勞働を與へ、勞働をする者には生存の保障をしてやると云ふのがどうしても必要である、それから又病弱であつて病を持つて居る弱い者には、之に醫藥救療を與へまして、十分に其身體を恢復せしむるだけの設備をして行く、又老衰してことに當れない國民、當ることが出來ない國民、之には十分の手當を致しまして、其老後を十分に樂ましむるだけの保護を與へると云ふことの必要があります、即ち徹底的の社會政策を實行いたしまして、達者な者には職業を與へ、勞働を與へ、勞働する者には生存の確かな保障を與へ、病む者には醫藥救療を與へて之を恢復せしむる、老衰した者には國家に對し相當の働をした以上は、安んじて考後を安全に暮すことの出來るやうにして行くのが、所謂徹底的社會政策の働であります、之が必要である、第六は國民教育の刷新であります、是は現政府は教育のことに就きましても、一個條として取扱つて居らつしやいます、吾々も之に對しては決して不贊成ではございませぬ、贊成を表して居る、併ながら我國の國民教育は、今後現在の有樣にして果して宜いかどうか、私は多くの説明を俟たずして、國民教育の義務年限を六年位にして置くことが果して宜しいかと云へば、是れは斷じていけない、少くとも此の義務教育の年限と云ふものは大に延長致しまして、中學程度位までは、どうしてもやらせると云ふことにしなくてはならぬ、全體教育なるものは、國民の生存競爭を致しまする出發點になつて居る、教育を能く受けた者は、生存競爭の出發點に於て利益を得て居る、即ち生存競爭の出發點として見るときには國民教育は成るべく之を高くして行くと云ふ必要がある、今日の制度で見ますと云ふと、此國民教育の制度が惡い爲めに、中學程度以上の學問を受けて、所謂生存競爭の出發點を餘程有利にして居る者は、少數の富豪階級權力階級だけである、大多數の庶民階級と云ふものは、生存競爭の出發點に於て非常に後れを取つて負けて居る、故に今後は非常な大英斷を以て、此國民教育の義務年限を延長しまして、少くとも中學程度迄はやらせると云ふことに改めて行く必要がある、即ち其費用は、決して國庫から出すことを吝んではならぬのであります、十分に國庫から金を出して、大多數の庶民階級をして先づ此生存競爭の出發點を、富豪階級、特權階級と稍々相近からしむると云ふことが、今後の政策としては最も必要なことでありまするから、此國民教育の刷新と云ふことが、最も大事な問題であると信ずるのであります、(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)私共が此度の小修正を以て豫算を贊成いたしましたる理由は、此六箇條の警告的希望を、近く實行すると云ふことを求める意味に於てやつたのでございます、此點は政友會の諸君も十分に御諒承を願ひたい、此改造の時機に方り、殊に五强國の一として東方に於きましては殊に重き責任を有する我帝國が、今日の如き事を致して居りましては、到底帝國の體面を維持し、國權を維持することは難からうと思ふ、即ち改造的の考を以て此種の事を斷行することを、私は切に要望して已まないのでございます、(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 津田毅一君。

〔津田毅一君登壇〕

〔拍手起る〕

○津田毅一君 本員は大正九年度の豫算案に對しまする修正案を、提出者に代りまして聊か説明いたします、先づ第一に訂正を申上げて置きます、是は印刷の間違でありまして、諸君の御手許に配付いたしましたる修正案の數字が變つて居ります、之を此所で朗讀いたします、即ち歲出經常部の司法省所管合計の方であります、歲出經常部合計――修正の方です、七億五千五十八萬七千百九十四圓と云ふのは是は誤でありまして、七億五千二百七十九萬四千四百五十四圓、斯う云ふことになるのが、印刷の誤がありましたから之を訂正いたして置きます、結局此點に於て七千七十二圓の削減と云ふことになります、此修正訂正を致しましたのはそれだけであります、此修正を致しましたる理由を簡單に茲に申上げまするが、此問題は或は是は地方的の小なる問題ではないか、斯う云ふ事を論ずる人が有りまするが、私共は之を以て、決して地方的の小なる問題とは思はないのであります、是は普通の官廳の如きものとは事は變りまして、所謂 天皇の名に於て司法權を行ひまする所の此司法の衙門と云ふものは、普通の行政官廳等とは餘程趣を異にして居る、即ち何れの國に於きましても其國に入りますれば、裁判所と云ふものは巍峨として聳えて居る、又其皇帝の尊嚴を維持する爲めには、幾多の設備をしてあると云ふことは、決して是は唯だ徒らに左樣な設備をする譯のものではないのであります、所謂司法權と云ふものは非常な尊いものである、此尊嚴を維持する爲めには、種々なる設備を要する次第であります、函館の控訴院を札幌に移轉いたしまするると云ふことは、之を地方的の問題として考へますれば、何等論ずることは無いのであるけれども、是は以上の如き見地より考へて見まするると云ふと、決して些々たる問題ではないと思ふであります、司法當局の述べる所に依りまするると札幌は北海道の中心である、交通上の點より考へ、或は經濟の發達より考へ、地形の上より考へて、札幌に移すのが適當であると云ふことを申すのであります、併しながら一つの官廳を移轉すると云ふ場合に於きましては決して地形と云ふ關係のみではいけない、又交通の關係のみでもいけないのであります司法當局に於きましては、之れを移轉するに依つての調査が、非常に綿密に出來て居るのであります、併しながら此の調査は實は移轉をするに都合の好い調査をしたやうに自分共は考へる、而も其の中に就きまして一二の點を指摘いたしますれば、行政廳は拓殖を本位とするが故に、其の中央廳は內陸の開發に便利なる札幌に設置したのである、以前に於いては是は洵に御尤である、又是は當時に於きましても行政廳と致しましては、拓殖の便利を本位と致しまするが故に、中央に設けると云ふことは洵に適當であります、併ながら司法の事務と致しましては、是は事件の關係、又管轄の關係其他に於きまして必ず

しも拓殖認と同一に之を視ることは出來ないと思ふのであります、此函館控訴院は日露戰爭の前後に當りまして、從來青森縣が管轄であつたのを、之を割いて宮城の控訴院管內に移したのであります、然るに其後日露の戰爭も無くなりまして、平和克復になりましたる曉に於て、司法省は更に從前の如く、青森を加へて函館控訴院の管轄にするのが適當なりと云ふ案を御出しになりました、是は當院に於ては適當なりとして通過を致したのであります、然るに貴族院に於て其會期の無い爲に議了するに至らぬで法律にならなかつたのでありますが、此青森地方裁判所の管轄內の人民は所謂一衣帶水の函館に置く方が餘程便利であると云ふ狀況のやうに私共聞いて居るのである、若し從前の司法當局の御考の如くでありますれば青森を函館に加へると云ふことに相成りますと云ふと、即ち函館は地勢上から申しても中心に近いものではないかと思ひます、又交通上の關係を見ますと、北海道は四面環海の地でありますから、强ち鐵道のみの交通に依りませぬ、是は申すまでもない事であります、左すれば此函館の海運の便と云ふことは、是は天下周知の事であります、故に此點から考へまするど云ふと、之を札幌に移すと云ふことは、果して便利であるかどうかと云ふことは甚だ疑問である。司法當局は委員局に於きまして丸山君の質問に答へて、丸山君は新潟縣は人口も多く、東京控訴院には遠隔の地であるから、將來に於て司法當局は新潟に控訴院を設置するの必要は無いかと云ふ御尋でありました、司法次官答へて曰く、唯今の所に於ては左樣な考は持たないと云ふことである、併ながら或は將來に於ては、事件の關係に於ては新潟にも置くかも知れぬと云ふやうな反語を、一面に含んで居るかの如く私は聽取りました、若し左樣な場合があると致しますれば、北海道は彼れが如く面積の廣い所でありますから、もう一ヶ所の控訴院を設けなければならぬ時機が來はせぬか、即ち司法當局の調査に依りますれば、北海道は北へ〳〵と進んで行く、北に向つて進んで行くと云ふことである、さうすると北に於て、更に今一ヶ所の控訴院を設けると云ふ必要が起りはしませぬか、左すれば此函館と云ふものを存して置くのが、最も適當ではないかと思ふのであります、併し是は餘程の將來のことである、併し又之に反する意見があります、それは何であるかと申しますれば、控訴院は上告審を取扱はない故に事件に少なく、甲の控訴院に於ては非常に閑散にして、乙の控訴院は非常に繁忙である、故に交通の便利になりましたる曉には、或は控訴院を減ずるのが宜いかも知れない、左すれば宮城控訴院を廢し、名古屋控訴院を廢し、廣島控訴院を廢すると云ふ時機が參りまして、一つ所に集中して、二部も三部も四部も部を設けて、審議をした方が或は宜しいかも知れぬと云ふ者があるかも知れませぬ、併しさうなりますれば、尙更以て函館控訴院を存置すると云ふことが最も適當になつて來る、斯樣に私は考へるのであります、又司法當局に於ては、最近三箇年の控訴院審理事件の第一審調區分表と云ふものが提出になつて居ります、之に依て民事の事件が非常に札幌の方が多いと云ふ證例の爲めに、此統計が出來て居るのでありますが、之を藉りまして茲に論究を致しますと、三箇年平均函館に於ては民事が二十一件、札幌地方に於ては二十九件であります、併ながら之を以て直ちに札幌地方が非常に多いとは言へない、件數に於て九件の差であります、又刑事の部に於きましては如何であるかと見ますると、函館地方は平均して二十八、札幌地方は五十是は確に札幌が多い、併ながら又釧路地方に於ては四十四と云ふことになつて居る、是は即ち地方裁判所全體の管轄の事件であります、決して札幌區だけの件數を擧げたものではないのであります、故に此件數の上より考へて見ますと、札幌地方裁判所には、小樽港を控へて室蘭を控へて居りますから、成程管轄の事件としては多いやうでありますけれども、此件數の爲めに、直ちに函館より札幌に移さなければならぬと云ふ論結には參らぬと考へるのであります、又經濟上の關係よりして札幌が宜しい、若くは行政上の中心であると云ふ議論がありますけれども、是は必ずしも、行政廳があるから司法部を設けなければならぬ又經濟上の發展、其爲めに直ちに以て裁判所を移すと云ふことの論據には是はならない、して見まするど、特に函館の控訴院を札幌に移さねばならぬと云ふ理窟はどうも無いのであります、そこで考へるのに、又函館の控訴院と云ふものは、腐朽頽敗を致しまして危險家屋である、用に堪へない、斯う云ふのでありますれば、或は此場合に於て、札幌に移すと云ふ方が宜いと云ふやうな論も出來るか知れませぬけれどもが、是は此案內の如く長崎控訴院は明治三十二年、其年所に於ては非常な格段の差があるのであります、而して長崎の控訴院に、大正四年に福岡へ移すと云ふ所の案が當院に現れたのであります、是は最早腐朽致しまして殆ど白蟻の爲めに蠶食されて、用に堪へないと云ふ所より提案になつたのであります、然る所當院に於ては之を否決いたしたのであります、そこで長崎控訴院は二萬か三萬の修繕費を入れまして、之を修繕を致して今尙ほ用ゐて居るのである、而して翻つて函館の控訴院を見ますれば、まだ十分に使用に堪ゆるのであります、然らば此國費多端にして、增稅までも斷行せねばならぬと云ふ時代に於て、此不急の工事を起すと云ふことは、甚だ其時を得ないものであらうと思ふ、（拍手起る）私共は之が是非爲さねばならぬと云ふことでありますれば、之を協賛することを決して否むものでありませぬ、併ながら僅に十七萬か十八萬の經費ではありまするが、現在に於て用に立つと云ふものを、又十分に研究を致しまして、果して此移轉をするとせば札幌が宜しいか、旭川が宜しいか、能く研究を致しまして而して斷行すると云ふことが、最も必要であらうと思ふ、今年に於て之を斷行せねばならぬと云ふ理窟はどうしても無いのであります、況や此移轉が札幌區の寄附を根據とする、此點に於て甚だ私共は遺憾に思ふのであります、長崎控訴院の移轉問題に方りましては、政友會の原田君が質問を致しまして、地方の法衙を建築するに方つて寄附を取ると云ふことは、甚だ忌むべきことであると云ふことを質問を致しました、是は非常な有力な御議論であります、私共は地方の法衙を移さねばならぬと云ふことであるならば、寄附に依らず、國費に依て爲すべきものであると思ふのであります、（拍手起る、「ひや〳〵」と呼ぶ者あり）司法省の所管は、現總理大臣の兼攝されて居りまするところの廳でありまして、之を削ると云ふことは甚だ面白くないと私も思ふけれどもが、之れを以上の如く考へて見まするど、强ち今年之れを行はねばならぬと云ふものではありませぬから、延期の意味を以て私共は之を削除する所以であります、原內閣總理大臣兼司法大臣は、大政治家の襟度を以て又政友會は大政黨の雅量を以て、どうか此案に贊成せられむことを望むのであります、（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　是より[illegible]に移ります、三土忠造君。

〔三土忠造君登壇、拍手起る〕

○三土忠造君　諸君、本員は昨日提出致しました所得稅法酒造稅法の本院に於ける修正に基いて、豫算案に對して極く僅細なる修正を加へましたが、之を除いて大正九年度歲入歲出豫算案、豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件、及追第一號、臨時軍事費追加豫算、此全部に對して贊成を致すものであります、世界の大戰亂は終りを告げまして、講和條約は既に締結致されましたけれども、世界各國の間の國際關係は戰前に比しまして、一層複雜になりつゝあることを思はなければなりませぬ、而して我帝國は世界の五大强國の一に列しまして、國際聯盟の條約に基いて、將來他の四大友邦と共に、世界の治亂興廢を左右すべき位置に進んだのであります、隨て帝國の責任は非常に重大になつたのでありまして、是等の見地より考へまするど、戰後經營は餘程重大の意義を有することを思はなければなりませぬ、而して世界各國の近狀を見まするど、革命の慘害、戰敗の慘禍の爲めに、國家が殆ど土崩瓦壞致しましたる、露國、獨逸、墺太利、匈牙利、土耳其等の國々には申すに及ばず、我帝國と共に戰捷の慶福を祝福致しまする英國、佛蘭西、伊太利等の國々に於きましても、戰爭の爲めに非常に國債が多額に上り、產業は破壞せられて、未だ復舊の見込立たず、勞働問題は紛糾して未だ鎭定に至らず、各國の政治家は戰後經營に就きまして財政上の困難に遭遇し、苦心慘憺を極めて居る今日であります、然るに我帝國は幸にして戰爭開始以來數年の間に產業は勃興し、經濟界は好況に赴き、國力は增進し、國民に富の力は倍加致しまして、之が爲めに戰後經營の豫算案を編成するに方つて、金高は上りましたけれども、之を戰爭前に比しまして、國民の資力國家の富力に比較致して考へて見まするど云ふと、寧ろ國民の負擔は輕減せられたる狀態の下に、此戰後經營の大豫算を編成することの出來ましたことは、吾々諸君と共に國家の爲めに慶福措かざる次第であります、（拍手起る）吾々同志は戰爭未だ終らざるに先んじて此度の戰爭が如何なる結果に終るに致しましても、戰後我帝國と致しましては第一に國防の充實を圖り、產業の發展を講じ、教育

の改善を致し、通信交通機關の整備を圖ると云ふ事は、最も急務中の急務なりと考へて居るのでございます、是に於て數年前に於きまして、此四大政策なるものを掲げて天下に聲明致したのであります、一昨年前の秋、我黨の總裁が大命を拜して內閣組織をせられました時に於ては、大正八年度の豫算案は、既に寺內內閣の手に依て編成を終つて居つたのであります、然るにも拘らず或は本豫算案を修正を致し若くは追加豫算の形に依て、吾々の在野時代に主張致しましたる四大政綱中の國防充實の一つのみを殘して、他の三大政綱の遂行に勗めたと云ふことは、滿天下の周知の事實であります(拍手起る)本年度の大正九年度の豫算案を編成するに方りましては、最も此國防充實に重きを措き、合せて他の三大政策の擴張に力め、是と同時に世界の進運に伴ひ、時局の必要に應ずる諸般の施設經綸を樹てたる次第であります、國防に於きましては、吾々は戰爭開始の後間もなく斯樣な事を主張致したのである、此度の戰爭は世界の文明諸國か、國力を盡して戰ふのでありますが故に、此戰爭の結果として、國防上に一大變化を來すであらう、斯樣な事を豫言致して置きましたが、果して其通り吾々が戰爭前に於て、殆ど夢想だもせざりし程の、發明進步があつたのであります今や世界大戰爭の結果は明瞭になりまして、各國の秘密に屬したる武器の種類、若くは防具機關等に付きましても、詳細に分りまして、是に於て我帝國が數年間延してあつた國防充實を圖ると云ふことは、最も時宜に適したる事と考へます、斯くて陸軍に於きましては、兵器の改良、特科兵の增設、部隊の編成改正、教育制度の改善、兵役年限の短縮、要塞の整理等を首めと致しまして、幾多の新規計畫を計畫致したのであります、又海軍に於きましては八八艦隊の完成計畫、及水陸整備費の名の下に、此度の戰爭の經驗に基く幾多の新規計畫を、是亦計上致して居るのであります、是等を合せて陸海軍の繼續費のみが、十三億五千萬に達したのであります、而して又大正九年度に經常費は、陸海兩省合せて約一億圓であります、戰爭の爲めに巨額の國帑を廢したる後間もなく十三億五千萬圓の老大なる國防充實の計畫を立てまして、就中多年の懸案たりし八八艦隊完成の計畫を確立することが出來ました事は、一つには世界戰亂の影響に依り、帝國の產業の勃興、國民の富力の增進の結果でありまして、一つには此時局に際し、經濟界變調の場合に於て、現內閣の執りし經濟政策其宜しきを制したる賜なりと謂はなければなりませぬ、(拍手起る)若し不幸にして悲觀に囚はれたる政治家が、政治の局に當つて經濟政策を誤つたと致しまするならば、今日斯の如き老大なる國防充實を計畫するが如きは、國民の殆ど夢にも期待することが出來なかつたのであります(拍手起る)通信交通機關に就きましては、鐵道に於きまして、昨年大正八年度の追加豫算に於て、建設改良費の三億五千萬圓を計上致しましたが、此度又更に建設費に於て二億五千萬圓、改良費に於て五億五千萬圓、建設改良合せまして實に八億圓の計畫を立て、新線路の新たに計畫されましたもののみの哩數を申しましても、本鐵道及輕便鐵道を合して一千哩に達して居ります、電信電話の擴張は三億圓、道路改良に二億八千萬圓、即ち鐵道、電信、電話、道路、此四つの繼續費だけを見ましても、十三億八千萬圓の大豫算を編成致したのであります、此の外港灣の修築、道路の擴張等、總て是れ吾々の多年主張致しましたる通信交通機關の整備の一つであります、是等の財源と致しましては、主として公債に依るのであります、本年度の公債鐵道だけでも約一億圓の公債を發行することになつて居りますが、斯の如き公債を發行して、經濟市場が之を消化し綽々として餘裕あると云ふことは、是亦最近發達したる我が經濟界の進步と、國民富力の增加に依るものでありまして、之を考へるに付きましても、吾々は此數年間政府の執り來つたる、經濟政策の最も宜しきを得たと云ふことを證明するに足ると考へるのであります、(拍手起る)教育の改善に就きましては、高等教育機關の大擴張を企てましたことは、申すまでもない事であります、本年の豫算を見ましても、或は大正八年度に決定致しましたる高等教育機關擴張の遂行の外に、私立學校の補助、實業教育の獎勵、中等學校教員の年功加俸等の新たなる計畫を立てゝ居りまするが、茲に私は最も諸君の注意を喚起致したいと思ひますのは、私立學校の補助と、中等學校教員の年功加俸の問題であります、此二つは教員界に於きましては多年の問題でありまして、明治五年學制發布以來、始めて今日此問題が解決されたのであります、教育社會に於きまして、此二つの問題の遂行を以て教育史上特筆大書すべき事項なりと考へて居るのであります、(拍手)昨年高等教育機關の擴張を圖りました時分に、憲政會の諸君は本議場に於きまして又閉會後各所の演說に於きまして、現內閣は徒らに高等教育機關の擴張のみに力を用ひて、中等教育小學校教育等の普通教育を、等閑に附して居ると云ふやうな非難をされて居るやうであります、(「其通り」と呼ふ者あり)併ながら諸君、普通教育の改善と云ふことは如何なる事を申すのでありませうか、昨日濱口雄幸君は、義務教育の延長論を唱へられましたが、是だけは別問題と致しまして(「何が別問題だ」と呼ふ者あり)後とから申上げます、義務教育の延長問題を別に致して、中等教育小學教育の改善を要する點は、唯だ教員の優遇問題が大事であります、此教員優遇に關しましては、政府は內閣組織以來餘程力を用ひて居ります、昨年高等教育機關の擴張と共に、中等教育小學教育に從事する教員の優遇の途を講じますことに就きましては、有らん限りの手段を盡して居る、唯だ中等教育小學教育に從事して居ります所の教員の俸給問題は、地方の負擔に屬する問題であります、故に地方の自治團體に或は訓令を發し、或は獎勵を施し致しまして段々に教員の待遇は改善せられて居ります、大正六年に小學校の教員の俸給が僅に全體で以て三千六百萬圓に過ぎなかつたのであります、然るに大正七年には四千六百萬圓となり、大正八年には七千萬圓となり、大正九年には恐らく九千萬圓になるだらうと考へるのであります、又中等學校の教員に付きましても、大正七年は千萬圓に足らなかつたのでありますが、大正八年には千六百萬圓となり、大正九年には二千五百萬圓となるべき見込であります、勿論是等の待遇程度は吾々は物價の現在から考へまして、之を十分なりとは考へませぬけれども、一般の官吏公吏等と比較致しまして、教員の優遇に對して地方の自治團體が如何に力を用ゐて居るかと云ふことは、此數字が明かに示して居るのであります、(「地方のことは言はぬで宜い」「默つて聽け」と呼ふ者あり)斯る事實を知らずして、政府の豫算に中等學校小學校の教員の俸給費の增加が無いからと云つて、之を以て政府が高等教育機關擴張にのみ力を用ゐて、初等教育には力を用ゐぬと云ふやうな非難をされると云ふことは、殆ど我國の教育制度を知らぬ者であります、義務教育の延長に付きましては、私共濱口君と同論であります……

（「知らないとは何だ」「生意氣言ふな」「默れ」と呼ふ者あり）

○議長(大岡育造君) 靜肅に願ひます。

（「生意氣だ生意氣だ」と呼ふ者あり）

○議長(大岡育造君) 岩崎君へ注意致します。

（「議長は誰に注意をしたのです」と呼ふ者あり）

○三土忠造君 吾々は義務教育の延長は、世界の大勢に鑑みて其必要を十分に認めて居るのであります、義務教育の擴張よりも、教員の優遇を先きにすると云ふことを吾々は努めて居るのであります、教員の優遇を先きにし、且つ地方の負擔を增加するに付きましては、中央地方を通じて稅制の整理をして地方の財源を裕かにし、之に依て教員の優遇の道を講じ、同時に義務教育の延長を圖ると云ふことの爲には、相當の年限を要する、而して事實に於きましては、我國には尋常高等並置の學校が段々增加致して參りまして、半ば義務教育延長と同じ結果を今日は來して居るのであります、故に一年二年を爭うて義務教育の延長を急ぐと云ふやうな必要はありませぬ、本豫算案に於きまして濱口君は、所謂四大政綱の外には、時勢の進運に伴ふ計畫が、殆ど無いと云ふことを非難されたのであります、それは豫算案の全部を見れば一目瞭然のことであります、唯だ勞働問題に就きまして、私は茲に一言申して、置かなければならぬ、勞働問題は今日世界各國何所の國も、未だ解決して居らぬ問題であります、戰爭後此の問題は紛糾に紛糾を重ね、世界の政治家、學者、識者は、總て苦心致して居る問題であります、而して一口に勞働問題と申せば簡單でありますが、勞働問題の中には、或は勞働組合法の問題もあり、勞働保險の問題もあり、勞働爭議仲裁機關問題もあり、職業紹介の機關の必要もあり、或は工場法の改正、如何にも關係する所廣い大問題でありまして、此の問題は如何に決定するかと云ふことは其國の產業狀態、社會狀態、歷史、習慣、勞働者の心理狀態等を考へまして、餘程愼重の考慮を要する問題であります、歐羅巴諸國に於きましても、最も勞働問題に早く著手致しましたる英國の如きに於いても、百年の久しきを重ねて居りますが、昨今の狀態は如何でありま

せう、吾々は我帝國に勞働組合法を制定する必要は十分に認めて居ります、又之れに伴ふ諸般の制度を作ることの必要を認めて居りますが、之れに就きましては餘程考慮を要しなければならぬ、一歩を誤れば日本の産業を破壞し、日本の社會狀態を紊亂し、國民性を破壞する、其の宜しきを得れば益々帝國の産業の發展を圖り、益々社會の統一を促し國家の基礎を鞏固にすべき問題でありまして、餘程愼重の考慮をしなければならぬと思ひまして、政府に於きまして旣に十分の調査を致して居りますが、尙は諸般の關係を多方面の智識を集めて研究致します爲めに此の度の豫算に於きましても、勞働調査費を要求致して居るのであります、若し吾々が此の問題に就きましても、唯だ一時の人氣を博し、一部の煽動政治家の顰みに倣つて杜撰なる案を作るならば、何時でも出來ます（拍手起る）恰も憲政會の豫算案修正の如き、若くば普通選擧法の如き、（「のうのう」と呼ふ者あり）左樣な態度を以てやるならば（「馬鹿野郎何を言つて居る」「馬鹿野郎」と呼ふ者あり）一夜の中にも是を作ることが出來ます（「何を言ふのだ何を言ふのだ」と呼ふ者あり）憲政會に言つたのだ── 諸君に向つて言つたのでありませぬ、憲政會に言つたのであります（「何を言ふのだ」「何を言つて居る」）（「生意氣を言ふな」「謹聽」と呼ふ者あり）憲政會の選擧法改正に就ての行動は如何でありませう（「取消せ」「普通選擧と何の關係がある」「默れ能く聽け」「何を言ふのだ」と呼ふ者あり）憲政會に言つたのだ── 憲政會を評したのである。

（「何を言つて居るのだ」と呼ふ者あり、議場騷然）

○議長（大岡育造君） 靜肅に……

（「取消せ」「無禮」「馬鹿野郎」「謹聽」「何を言ふのだ」と呼ふ者あり、議場騷然）

○議長（大岡育造君） 靜肅に……

○三土忠造君 說明します、能く御聽きなさい── 誤解して騷いではいかぬ、說明します、御聽きなさい（「何を言ふのだ」「取消せ」と呼ふ者あり）斯樣に申したのであります、私の申したのは、勞働組合の問題の如きは── 勞働組合の問題の如きは、餘程愼重に考慮しなければならぬ、憲政會の普通選擧の問題の如く輕々に扱ふならば、何時でも出來ると云ふことを申したのである、諸君に關係がありませぬ。

（「取消せ」「謝まれ」と呼ふ者あり、議場騷然）

○議長（大岡育造君） 靜肅に。

○三土忠造君 濱口君は（「取消せ、取消せ」と呼ふ者あり、議場騷然）政府は物價調節を思はざるが爲めに……

（「取消せ、取消せ」と呼ふ者あり、議場騷然）

○議長（大岡育造君） 靜肅に── 靜肅に……

（「取消せ」「生意氣なことを言ふな」と呼ふ者あり）

○三土忠造君 物價調節を思はさるが爲めに、物價は天井を知らず騰貴した、之が爲めに（議場騷然）歲入不足を來たし……

（議場騷然）

○議長（大岡育造君） 靜肅に願ひます。

○三土忠造君 諸君に關係無い、諸君の事を言ひやしませぬ、誤解して居る── 誤解して居る……

（議場騷然）

○小橋藻三衞君 議事の進行に就て意見があります

○議長（大岡育造君） 何ですか。

○小橋藻三衞君 議事の進行に就て意見があります

○議長（大岡育造君） 議事の進行ですか。

（「發言中いけませぬ」と呼ふ者あり）

○小橋藻三衞君 議事の進行です。

○議長（大岡育造君） 議事の進行の御意見ですか。

（「發言中いけませぬ」「演說をやれ」と呼ふ者あり）

○小橋藻三衞君 議事の進行に就て意見があります

○議長（大岡育造君） 宜しうございます。

○小橋藻三衞君 それでは意見を述べます、唯今議長は議場に向つて、靜肅を要求されましても、議場は靜肅になりませぬ、其理由は三土君の發言中、普通選擧の提案を、煽動政治家の煽てに乘つたものであると云ふ言葉がありました、此三土君の發言を取消されんことを要求します。

（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 三土君の辯明がありますから御聽なさい。

○三土忠造君 私の申しましたのは左樣な事でありませぬ、此勞働問題は餘程重大なる關係を有する問題でありますから、之を一朝一夕に定めることは出來ない、そこで若し憲政會の諸君の普通選擧法案の如く、或は豫算案の修正の如く……

（議場騷然）

○議長（大岡育造君） 靜肅に御聽なさい。

○三土忠造君 一夜作りにやるならば、何でも出來ると斯う言つたのである、（「馬鹿を言ふな」「一夜作りとは何だ」と呼ふ者あり）決して普通選擧其のものを惡く言つたのでありませぬ。

（「演壇に上ることは出來ぬ筈ではないか降りないか」「お前も何で上るのだ」「懲罰々々」と呼ふ者あり）

○三木武吉君 議事の進行に關して緊急動議があります。

（「懲罰々々」と呼ふ者あり、拍手起る）

○議長（大岡育造君） 三木武吉君のは三土君の演說を妨ける程に……

（「何を言ふのか分らない」と呼ふ者あり議場騷然）

○議長（大岡育造君） 說明を御聽なさつて後で宜いぢやありませぬか。

○三木武吉君 議長々々、私の動議を御用ゐになりませぬか。

（「演說中に必要なし」と呼ふ者あり、其他發言する者多く議場騷然）

○議長（大岡育造君） まだ聽かない中は……

○三木武吉君 唯今三土君の演說中に、普通選擧の提案を爲すが如きは……（議場喧噪、聽取する能はす）唯今三土君の釋明に依りまするど、斯樣な言葉を發言したのではないと云ふことでありますけれども、私共及國民黨、無所屬の人々は、唯今申上げるが如き意味に聽取つたのであります、玆に三土君の辯明と吾々の聽取つた言葉の中に齟齬を來して居るのであります、唯だ之を立證するの途は速記錄を取調べるより外に途は無い、（拍手起る）私は三土君が果して吾々が聽いたが如く發言を爲したとするならば、此言の取消を爲さしむるか、然らずんば同君を懲罰委員に附して、（「ひや〳〵」と呼ふ者あり拍手起る）同君の演說を繼續せしむる……（發言する者多く聽取する能はす）三土君の演說を中止致しまして、速記錄を取調の上、徐ろに此問題の決定を致したいと思ひます。

（「ひや〳〵」「贊成々々」「簡單に取消せ」「一夜作りと云ふ言葉は何だ」と云ふ者あり議場騷然）

○議長（大岡育造君） 唯今議事の進行に關する緊急動議として、御聽の通り三木武吉君より、速記錄を調べて進行したいと云ふ……

（「贊成々々」「無用々々」と呼ふ者あり議場騷然）

○議長（大岡育造君） 即ち三木君の說に同意の諸君の起立を求めます。

（贊成者起立）

（「多數々々」「少數々々」と呼ふ者あり拍手起る）

○議長（大岡育造君） 少數。

（「異議あり異議あり」「少數」「多數」と呼ふ者あり）

○議長（大岡育造君） 異議があるならば異議のある申出をすれば……

（「異議あり異議あり」と呼ふ者あり、議場騷然）

○議長（大岡育造君） 唯今三土君より煽動政治家云云と云ふ語があると云ふことならば其分だけ、取消すと云ふことであります。

（「異議あり異議あり」「採決々々」「いけませぬ」と呼ふ者あり議場騷然）

○小山松壽君 議長は採決をして、更に三土君の取消があるが、是はどう云ふことになりますか。

○議長（大岡育造君） 御聽なさい、問題の發生した其言葉を取消すと云ふことであるから、尙ほ之を續けるや否や、之を御諮りして居るのであります、何もさう八釜敷く云ふことはない、途中に於て今其原因になつた事柄を申出があつたから……

（「採決々々」「異議あり異議あり」と呼ふ者あり）

○三木武吉君 唯今三土君が（「八釜しい」と呼ふ者あり）吾々に對して（「同じ事を何遍言ふ」「何を言ふか」と呼ふ者あり）言葉を用ゐたとすれば、取消しても宜しいと云ふ御話であります、私は若し用ゐたとすればと云ふことは一體何事であるか、吾吾は明かに用ゐたと信じて居るのである、三土君が自ら信ぜられぬ事に就て、謝罪せらるる程、弱い政治家でないと信ずる、私は三土君と鄕里を同じくする所以を以て……（「ひや〳〵」と呼ふ者あり、拍

手起る）吾々が言うたことが眞なりと信じて心から御取消になるならば宜しうございます、然らずんば若し不當な言葉を——假定の言葉を置いて御取消になるならば、私は斷然速記錄を調査して貰ひたい。

○三土忠造君　私は…

〔此時發言する者多く議場騷然〕

○議長（大岡育造君）　御聽なさい。

○三土忠造君　煽動政治家と云ふ言葉は——言葉は用ゐたことは覺えて居ります、其言葉それ自身が他に差支なく言つた積りでありますが、それを諸君がさう解釋して居りますれば、洵に諸君に對して失禮でありますから取消します（「いけませぬ」と呼ぶ者あり拍手する者あり）

○三木武吉君　それぢや議長もう宜しうございます

○三土忠造君　濱口君は昨日此演壇に於きまして、大正九年度の豫算案に對して、政府が物價調節に適當の策を施さんが爲めに、物價が天井知らずに騰貴したのである、其結果として歳出に激增を來し、歳入に不足を來して、已むを得ぬ名を國防充實に藉りて增税を斷行したのである、斯樣な非難をせられたのである、併ながら吾々は此豫算案を見まして、寧ろ物價騰貴經濟界好況の爲めに、却て數字は增して居りますけれども、戰前に比して國民の負擔を輕減されたと思ふのであります、試に此數字に依て御覽を願ひたい、濱口君が言はれました通り、大正九年度の豫算に於きまして、物價騰貴の爲めに增額致しましたものが二億八千二百萬圓であります——二億八千二百萬圓である、實に巨額な物價騰貴の爲めに歳費が膨脹して居ります、此數字だけを見て物價騰貴の爲めに歳出が膨脹して、國民の負擔が增加したと云ふことを言はるるでありませうが、歳入歳出の關係は物價騰貴と云ふ尺度に於ては同じ比例を以て進むものであります、物價騰貴し、經濟界が好況になりますれば、歳出も增加すると同時に、歳入も亦自ら增加することは申すまでもない事である、大正九年度の豫算に於きまして、成程二億八千二百萬圓の物價騰貴の爲めに經費の膨脹を來して居りますがそれは戰前の物價に比しての問題であります、歳入の關係に於きましては、大正八年度に較べて、大正九年度の自然增收一億五千萬圓を見積つて居り、此一億五千萬圓を見積ると云ふことは、即ち物價騰貴の爲めに、歳出が增加すると共に歳入が增加した次第であります、此數字だけを以て比較しますれば、尙は歳入が非常に不足して、歳出が非常に增加したやうに見えますけれども、此豫算案に計上してありまする所の一億五千萬圓と云ふ增收は、大正八年度に比しての數字であります、二億八千二百萬圓と云ふ物價騰貴の爲めに膨脹したる數字は、戰爭前の物價に對する數字であります、故に二億八千萬圓と比較しまするのには、戰爭前の歳入と今日の歳入とを比較しなければならぬ、戰爭開始以來今日に至りまするまで、毎年豫算に自然增收を見積つて居りますが、いつも豫算に見積られたる數字よりも、決算に於て實收の數字が多いのであります、大正四年より大正九年に至りまするまで物價騰貴の爲め、經濟界好況の爲めに、歳入が自然に增收されました所の額は、約四億圓に達して居ります、此四億圓と申すのは、税法の改正に依つて生じた所の增收は差引いたのであります、即ち純然たる物價騰貴の爲めに增加したる歳入が、四億圓に達して居るのであります、二億八千二百萬圓の物價騰貴を考へまするには、物價騰貴の爲めに二億八千二百萬圓の歳出が增加したと云ふのは、是と比較すべき數字は即ち四億圓の歳出增加であります、故に若し此度國防充實計畫を立てなかつたと致しまするならば、寧ろ歳入の狀態は歳出を賄切つて餘りある狀態であります、（拍手起る）是等の數字を能く研究するならば、物價騰貴の爲めに歳出が增加して、それが爲めに、國民の負擔を增加したと云ふことは言はれぬ話であります、（拍手起る）大正九年度の豫算案に於きまして、是まで臨時事件豫備費、特別會計の支辨に屬して居りまする所の、俸給、廳費其他の巨額の經費を一般會計の歳出に移し、而も臨時事件豫備費の財源たりし戰時利得税八千五百萬圓の收入を中止し、又二千二百萬圓の借入金を止めまして、尙且つ歳入歳出の辻褄が十分に合ふ、唯ど國防充實の爲めに增税しただけに止る、之を除いては、歳入歳出は、寧ろ歳入の方か超過する勢を以て、此豫算が出來て居ると云ふことは、全く物價騰貴の爲めに、國民の負擔が增加したのでないと云ふことは明瞭であります（拍手起る「堅白異同の辯なり」「自家撞著の議論なり」「默れ」と呼ふ者あり）而も私は尙ほ此事實を明瞭に致しまする爲めに、玆に他の方面より觀察して見ませう、成程大正九年度の豫算案は、歳入歳出十二億七千六百萬圓と云ふ大數字でありまして、開闢以來の大豫算であります、此數字だけを見ますると、如何にも歳計が膨脹して、此數字に比例して國民の負擔が增加したやうに見えるのは尤もであります、併ながら財政經濟の實際に通ずる者は、尙ほ此裏面を見なければならぬ、例へば所得税、營業税の如き、物價騰貴と共に、或は經濟界の好況、收入の增加と共に、税法を改正せずして歳入の增加するものもあります是は、國民の負擔は數字から見れば增加して居りますけれども、國民の所得と其租税額との差額から申しますれば、却て輕減されたる形になるのであります、又地租の如き砂糖消費税の如き、通行税の如き郵便料金の如きものは、物價の騰貴に拘らず、一定釘付であります、例へば地租の如きは米が一石十圓內外でありました時分にも、今日米が五十圓臺に上つて居りまする時に於きましても、地主の納める地租の額は違はぬのであります、（「所得税は其割で拂ひますぞ」と呼ふ者あり）是等を綜合して考へますると、國民全體から見れば、一部には負擔の增加したものはありますが、之を總體に就て見ますれば本員が最初に申上げました通り、國民の負擔は戰前に比して、寧ろ輕減されたる形の下に此豫算を編成することが出來たのであります、是等の事情を知らずして、唯だ歳入歳出の金額の增加したる數字ばかりを見て、國民負擔の增大に驚く者は、倶に財政經濟を語るに足らぬと謂はなければならぬ、（拍手起る）又是等の事情を知つて、是等の事情に精通して居りながら、左樣な事を申す者は國民を欺く者でありまして（拍手起る）政治家としての一大罪惡であります、濱口君は更に大正十年度以降の歳入歳出の財政の基礎が、薄弱であると云ふことを非難されました、それは濱口君の謂ふ所に依りますると歳入歳出概計表に依れば、大正十年以降は物價騰貴を見積つて居らぬ、繼續費は隨分多額に上つて居るが、此物價騰貴を見て居らずして歳入歳出の辻褄を合して居るのである、十一年十二年固より同じ事である、是が爲めに現に明瞭である所の物價が此儘であれば海軍の製艦費に於ても七千萬圓の不足を生ずる、總てを合すと云ふと、餘程の額に達するであらうと云ふことを言はれたのでありますが、此議論は毎年豫算を議しまする時分に起る問題であります、歳入歳出概計表に依りますると、どうしても起らざるを得ない問題でありますが、歳入歳出の概計表には、いつもの例と致しまして、自然增收は計算の中に入れてないのであります、又剩餘金は幾らあらうと見ましても、是も亦計算してないのであります、大正八年度の豫算案を議しまする時分に、憲政會の武富君は憲政會を代表して此壇に立たれて、歳入の見積りが過大である、大正八年度の豫算案は實行不可能である、經濟界の前途を見越して見ると、斯樣な歳入を得ることは出來ない、强て之をやらうとすれば、苛斂誅求を行ふより外に途は無いと云ふやうなことを言はれて、當席に於きまして大聲疾呼されたのであります、然るに其後の實績は如何でありませう、（「苛斂誅求を爲したのでないか」と呼ふ者あり）大正九年度の豫算案を編成致しまする時分には、大正七年度に比して、自然增收一億九千五百萬圓と云ふ巨額の自然增收を見積つたのであります、此數字を見て武富君の驚かれたのは無理はありませぬけれども、實際の實績は如何でありませう、大正八年度の歳入狀態を調べて見ると、今日迄に明瞭になつて居る所に依りまして、經常部のみに於て約一億五千萬圓の更に增收を生ずる結果になつて居ります、此一億五千萬圓の經常部の歳入の增加、及び臨時部の方は如何程になるか知りませぬが、之を合せまして少くとも三億圓に達するだらうと思ひます、此の中大正十年度の歳入の財源として繰入るべきものが、恐くは二億圓に上るだらうと思ひます、是等の數字は此の大正十年度以降の歳入歳出概計表には無いのであります、大正十一年に至りましても、矢張同樣の結果を生ずるだらうと思ひます、吾々は元來歳入歳出概計表なるものは、左樣に重きを措いて居らぬ、ほんの是れは見積りでありまして、左樣な後から自然增收若くは剩餘金の繰入等は自ら起つて來るのである、でありますから毎年此歳入歳出概計表が大體に於ても適合した例はありませぬ、此概計表に依つて財政の基礎薄弱なりと云ふ非難をされることは、少し無理であらうと考へるのであります、（拍手起る）尤も濱口君の御見込に依りますれば、經濟界が、今日のやうな好況で居れば成程左樣な歳入もあらうけれども、反動期が近づくことは最早見えて居る反動期に入りますれば、左樣な歳入を得ることは出來ぬ、故に大正十年度以降の財政計畫の基礎は薄弱である、斯對な議論であらうと思ふのでありま

すが吾々は成程反動期の早晩到來することを豫想しなければなりませぬけれとも、此反動期なるものが何時來るかと云ふことは、世界各國の如何なる政治家も見込の著かない事實であります、其上に如何なる程度に如何なる國に及ぶかと云ふ事も亦判らぬのであります、現に英國の改造省の報告に依りまして英國に於きまして、物價が常態に復し、產業狀態が戰前の常軌に復するのは、十年掛るだらうと云ふことを申して居る、而して十年後に於ては、物價が戰前に比して、三割若くは四割增加の程度に落著くだらうと云ふことを申して居りますが、英吉利は戰爭前に於て、物價が非常に高かつた國でありますが、我國は戰爭中から非常に產業が勃興致しまして、英國の狀態に近付きつゝありましたが故に、假りに英國が十年以後に於て、戰爭前の物價の三割若くは四割を增して平準に復らうとするならば、我が日本の物價は或は戰前に比して、七八割若くは十割位ゐに落著きはしないかと思ふのであります、反動期に入りましたからと云つて、之が爲めに日本の產業界が一時に不振に陷ると云ふことは、吾々は考へて居りませぬ、其上假令反動期が早晩到來致すと致しましても、此戰爭開始以來五六年の間に、日本の產業界の勃興、國民の富力の增加と云ふものは驚くべきものであります、試みに前五箇年間大正四年より大正八年に至りますまでの國民の貯蓄力を調べて見ましても此貯蓄の增加が總ての貯蓄の中から重複したるものを差引いて、正味の貯蓄の增加を見ますと云ふと大正四年には三億四千萬圓、大正五年には九億三千萬圓、大正六年には十五億六千萬圓、大正七年には二十四億八千萬圓、大正八年には二十六億五千萬圓斯樣な速度を以て國民の貯蓄の力が增加して居るのであります、是等の貯蓄されたる國民の富、國民の資力と云ふものは、產業の進步となつて、生產の資本となつて、是から後に働いて參るのでありますが故に戰爭前の如き貧弱なる產業狀態とは、今日は一變致して居るのであります、(拍手起る)是等の基礎より考へましたならば、或は反動期に入りますと致しましても、私は此計畫して居りまする豫算、大正十年以降に起るべき財政狀態、是等を考慮致しまして、決して此豫算の財政の基礎が薄弱なりと云ふことは、夢にも考へないのであります、(拍手起る「判らない」と呼ふ者あり)物價の問題に就きましては、既に殆と一箇年間相互に議論を交換致して居る、憲政會の諸君も言論に於て、文章に於て、熱心に物價問題を研究されて居ります、吾々も亦之に對應して十分に所見を述べて置いた積りであります、今更茲に物價問題に就て、諸君と論議する必要は無いと思ふのであります、併ながら昨日濱口君の御述になりました所の御意見に依りますと云ふと、濱口君は物價が騰貴して、日本の品物が高くなつて居るからして、之が爲めに貿易が却て振はぬのである、輸出の激增致しました割合に若し物價が安かつたならば、もう少し多額に達するであらうと云ふことを述べられたのでありますが、私は此御意見を聽いて實に了解に苦しむのであります、物價騰貴の原因、日本の產業の發展の實況等に通じて居ります者は、決して日本の今日の貿易の發展が、日本の物價の高いが爲めに、非常な影響を受けて居るとは誰も思ひませぬ、日本から海外へ輸出致します所の重要なる品物に就て調べて御覽なさい、如何なる品物が價格騰貴の爲めに販路が減退し、之が爲めに工場を閉鎖して居るとか、或は操業を短縮したと云ふやうな事例が何所にありますか、(「減退したとは言はない」と呼ふ者あり)又濱口君の御議論に依りまするとふと、物價を下げて置けば――物價を下げて置けば多く賣れると云ふ事は勿論でありますけれども、今日は平調なる場合の經濟狀態と違ひまして、世界的に物質が缺乏して居るのである、日本の品物が如何なる物を製造致しましても、海外に向つて羽が生へて飛ぶのであります、例へば生絲に付て申上げましても、生絲は戰爭前には七八百圓であつたものが、今日は段々騰貴致しまして、五千圓に垂んと致して居る、是は何の原因であるか、全く亞米利加に於ける需要增加の原因でありまして、如何に高くなつても亞米利加が相場を付けて買つて行くのである、生絲が高い爲めに亞米利加に賣れぬと云ふことは無い此相場は日本で定めるのでなくして、亞米利加の需要者が定めて此相場が出來て居るのであります、吾々は外國が買つて吳れさへすれば、少しの品物で澤山の金を取ると云ふことが、吾々の目的である、物價を安くして澤山の品物を賣つて安い少い金を取ると云ふことは、何所の經濟學者も言はぬことであります、(「ひや〳〵」と呼ふ者あり拍手起る)次に公債募集に就きまして、濱口君は大正九年度の豫算に計上されて居る所の事業公債一億九千萬圓、それから臨時軍事費の公債一億四千萬圓、此二つを合せて三億四千萬圓――此三億四千萬圓の公債が、非常に多きに過ぎると云ふ議論をされて居るのであります而して又同時に大正十四年迄に借替若くは償還を要する公債が十七億圓に達する、又其間に尙ほ大正九年度十年度等の豫算を遂行する爲めに、公債を發行しなければならぬ、恐らく大正十四年頃には二十億圓位ゐの公債を處分しなければならぬ、斯う云ふ問題に逢著するが、經濟界の前途を見越して、斯樣な公債を如何にして整理するか、斯う云ふ御議論であつたと思ひまするが吾々は前申すやうな次第で、經濟界の前途は左樣に悲觀することを要せないと思ふのであります、其上に日本の產業は、前申す通り發達をして居るのでありまするが故に、是位の公債の發行若くは借替に付きましては、左樣の心配は御無用であると考へる、現に最近の實績を見ましても、郵便貯金の增加額でも一年一億五千萬圓に達し、又郵便局を通じて賣り出して居る所の小口國庫債券の如きものも、一億圓を一箇年に消化する力を持つて居る、每年二億圓三億圓の公債を發行して、之が爲めに產業の資金を奪ふと云ふやうな事は吾々は考へて居らぬのであります、唯だ斯樣に巨額の短期公債を發行して此借替をどうするか、何れ長期に借替しなければならぬであらうが、此經濟界の前途を觀て此借替を如何にするか、斯樣な點が濱口君の憂慮の點であらうと思ひます、所が此二三年來の過去の實驗に鑑みまして、將來の經濟界の傾向を推測致して見まするると云ふと、吾々は前途に於て此公債の借替若くは償還に付きまして、左樣な心配をすることが要せぬと思ふのである、(「其理由を言へ」と呼ふ者あり)若し濱口君が左樣に眞に公債の增加することを心配せられるならば、此公債を以て財源と致しまする所の、事業其物を削減することを主張しなければならぬのであります、成程臨時軍事費の財源として一億圓を削除されました、併ながら其他の公債に就きましては削減せられぬのである、公債の募集に就て左樣に前途を悲觀されまするならば、どうしても此事業其物を削減しなければならぬ、(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)事業に贊成致して置きまして、而して公債の財源に就きまして彼此言ふと云ふことは一の矛盾ではないかと考へるのであります、(「ひやひや」「大のう」と呼ふ者あり)昨年此大正八年度の豫算案を議しまする時分に、同じく憲政會を代表されて武富君は、此席に於て、大正八年度の公債計畫が多きに過ぎる、臨時國庫證券は別と致しまして、事業公債軍事公債を合せて、三億圓近くの公債を計上して居りますが、此公債を發行すると云ふことは到底不可能である、唯ださへ經濟界不振の傾がある此場合に於て、三億圓の公債を發行すると云ふことは、殆ど產業界の資金を奪つて、經濟界を慘憺たる狀態に陷れしめると言うて、此壇上で武富君が地團太踏んで絕叫されたのであります、然るに其後の狀況は如何でありますか、(「英吉利の一億圓はどうした」と呼ふ者あり)國庫證券も相當に發行し、而して尙ほ且つ公債を以て支辨する事業は、著々として遂行し得て居るのであります、茲に私は憲政會の諸君に一言申して置きまするが、憲政會の諸君は、昨年大正八年度の豫算を議します時分に、滿場一致一人の異議者なくして、政府の豫算に全部贊成されたのである、歲入の見積過大に失すると言ひながら、一般經常歲入に對しては全部贊成せられた、公債の募集不可能なりと稱しながら、公債募集額の全部を贊成せられた、而して公債又は借入金の支辨に依る所の鐵道學校等の事業に就きましては、是亦全部贊成せられたのであります、然るにも拘らず議會閉會後に於きましては、各地の演說會に於きまして、若くは文書に於きまして、現內閣は黨勢擴張の爲めに鐵道を延長し、(「其通り」と呼ふ者あり)學校を增設すると云ふことを言出したのであります、(「其通り」「何故贊成した」と呼ふ者あり)若し左樣な處があるならば、何故昨年の豫算案に對して反對されなかつたのでありませう、(拍手起る)其時に於きましては既に鐵道の新たに建設すべき(「外奴」と呼ふ者あり)場所距離等は明瞭に分つて居つたのであります、又鐵道の豫算を協贊しまする時分に、鐵道の線路距離が分らずに贊成する筈はない、又學校に付きましても、學校の種類、位置等は全部認めて居つたのであります、若し黨勢擴張の具に使ふと言はれるならば、其鐵道其學校は國家の爲から言へば必要でないのである、必要でないにも拘はらず、黨勢擴張の爲めに使つたと云ふことでなければならぬ、(「誰がそんな事を言つた」と呼ふ者あり)若し鐵道にしても、學校にしても、其無ければならぬ場所に

架けなければならぬ場所に設立して、之に依て黨勢が擴張されたと致しまするならば、是は當然の結果であります、（拍手起る）善政を布いてそれが爲めに國民の贊成を得て、其國民が其黨に加入すると云ふことは之は當然の結果であります、（拍手起る）若しそれが不都合なりと言ふならば、憲政會の諸君が明日から黨勢擴張を御止めなさい、そこで私は若し諸君が大正八年度の豫算案に贊成して置きながら議會の閉會後に於て、此御互の協贊したる題目を以て、政府が政友會の黨務擴張の具に使ふと云ふやうな非難を再びせんと欲するならば、先づ以て此大正九年度の豫算の中に含有する所の鐵道及學校の如きものは、先づ削除して貰ひたいのであります、（拍する者あり）茲に之を諸君が協贊致しました以上は左様な事は明日から申さぬやうに願ひたい、（拍手する者あり）それから減債基金の中止に對しまして濱口君は……（「餘り言ひ居ると又あやまり出すぞ」と呼ふ者あり）大正十三年度に至りまして政府が減債基金を還元すると言ふが、歳入歳出概計表に依れば左様な事は出來ない、故に今日減債基金の中止に反對すると云ふ御議論であつたやうに承つたのでありますが、此問題は極めて簡單であります、抑々減債基金を設置致しましたのは、主として大正十四年の償還に屬すべき、四歩半利附英貨公債の償還を如何にするかと云ふことが問題であつたのであります數年前の我が經濟界の状況に依りますると、大正十四年に至つて我國の此公債が果して償還せらるゝや若くは借換せらるゝや否やと云ふことは餘程疑問であつて、朝野共に之を憂慮したのであります、之が爲めに減債基金を設定して、國民の租税よりして此元金の償却に努力を致したのであります、然るに今日に於きましては、國防充實の爲めに增税しなければならぬ時代であります、而して增税の金高を減じて、其一分に減債基金を以て繰入れると云ふのでありまして、大正十四年に至りまして、減債基金の償還の見込が確實になつたから斯樣に致すのである、（「減債基金償還の見込とはどう云ふ意味ですか」と呼ふ者あり）大正十四年償還期に屬する四歩半利附英貨公債の償還の見込が確實になつたのだと云ふのであります、大正十四年の償還期に屬すべき四分半利附英貨公債の發高は、三億五千六百萬圓になつて居りますが、之に對して預金部が在外正貨として持つて居るものが、三億八千萬圓あるのであります現在に於きまして日本の公債は如何なる狀態に在るかと申しますと、日本の公債は最も信用確實にして四歩半利附公債で額面を保つて居りますのは、殆ど日本の公債ばかりであります、隨て英國の市場に於きましては、殆ど此賣物が出ない、若し茲に減債基金三千萬圓を繼續致すとしましても、果して買入銷却を爲し得るや否や、寧ろ疑問であります、それよりも寧ろ在外正貨を以て、臨機に賣物の出た時分に買入銷却を致しましても、結果に於ては同じであります、斯の如くにして大正十四年に至りまして、殘りましたる所のものを預金部の在外正貨を以て借換の手續を致しましても、決して不都合でないのみならず、政府の描く所の財政計畫に依りましても、大正十三年に於きましては、先づ今日の所では減債基金還元の見込は確實であります、若し其場合に還元が出來ぬと致しましても、大正十四年に此殘額の英貨公債を償還することは、決して今日まで憂慮したやうなものではない、最も確實でありますから、吾吾は之を今日中止すると云ふのであります、それからして憲政會の御提案に依りますと、此度の提案に係る所得税改正案には全部反對され、而して新たに改正案を提出されて居る、又酒造税に於ては、沖繩の酒税に付て反對されたのでありますが、斯樣にして若し諸君の反對が成立致しまするならば、所得税の改正の反對に依て、大正九年度に五千二百萬圓の歳入不足を生ずる、又憲政會の改正案に依りますと所得税の下の方を非常に下げます結果として、精密には分りませぬが、恐らく二千萬圓位の歳入が減るものと思ひます、其の上沖繩の酒税反對の爲めに減收を生ずるものを合せますと、恐らく七千五百萬圓の歳入不足を生ずるのであります、而して憲政會の修正に依りますと、歳入歳出共に一千二百萬圓減じて居りますから、殘る所約六千何百萬と云ふ歳入の缺陷を生ずるが、唯ださへも濱口君、町田君等の豫算委員會に於ける御説を承ると、九年度の豫算は歳入不足にして、實行不可能でないかと云ふことを言はれて居るのである、然るに其實行不可能と見るべき豫算に於て、歳出の殆ど全部を認めて置いて、歳入に於て六千何百萬圓の不足を生ぜしむると云ふことは、如何にも無責任なる處置ではないかと思ふ（拍手する者「算盤が間違つて居る」と呼ふ者あり）

それから私は最後に於きまして、憲政會の修正案に對して一言致します、實は憲政會の諸君は現内閣を以て如何にも不都合なる内閣と認め、（「其通り」と呼ふ者あり）内治外交共に失政百出である（「其通り」「ひや〳〵」と呼ふ者あり）斯の如き内閣が一日存續する事は一日國家の爲めの憂である、（「其通り」と呼ふ者あり）斯樣な御意見から致しまして到る處の地方大會に於て内閣不信任の決議を致し昨年末には態々臨時大會を開いて政府不信任の決議を致したのであります、（「其通り」と呼ふ者あり）故に私共は議會の劈頭に於て、不信任案を提出されることゝ考へて居つたのであります、然るに今日までの何の御沙汰も無い、昨日濱口君の豫告する所に依ると未だ不信任は捨てゝ居らぬ、二三日の中に提出されると云ふことでありますが、それ程内閣不信任でありまして、而して其内閣の編成致しました豫算案に對しまして、此本年の議會開會以來本議場に於きましても、豫算委員會に於きましても、有らん限りの痛罵を加へ、或は歳入の見積り過大なり、或は歳出の物價騰貴の見積り方不足なり、或は公債募集不可能なり將來の財政計畫の基礎は薄弱なり、全く豫算案の返上論を言はなければならぬと議論をして居つたのであります、是迄の憲政會の御決議と云ひ、又院内に於ける憲政會の有力なる諸君の御質問と云ひ私共は當然此豫算案に對して、諸君の慣用手段たる豫算返上論を唱へることと考へて居つたのであります、（拍手起る「慣用手段とは何だ」と呼ふ者あり）然るにそれが急轉直下一變されまして、修正案を提出することになつたのであります、其修正案を見ますると、僅に經常部に於て二百八十萬圓、臨時部に於て九百二十萬圓、合せて千二百萬圓の削減に過ぎないのであります、十二億七千六百萬圓と云ふ豫算案に對して僅に千二百萬圓の削減であります、（「難有いだらう」と呼ふ者あり）百分一にも足らぬ削減であります、内閣を信任せず、豫算の基礎は薄弱なり、有らん限り惡罵を加へて居る此豫算案十二億七千六百萬圓に對して、僅に千二百萬圓、百分の一に充たざる修正とは何事ぞ、（拍手起る）諸君の是までの言論と是と對比して見ますと云ふと、何たる矛盾、何たる不體裁でありませう、（拍手起る、「百分の一の不信任だらう」と呼ふ者あり）所謂泰山鳴動して鼠一匹を出したのであります、（拍手起る）吾々は承る所に依りますと、幹部の諸君は（「幹部とは何だ」と呼ふ者あり）矢張豫算案返上論で済む作戰計畫であつたさうであります、是が幹部の威令行はれずして事志と違ひ、止むを得ずして急に豫算修正の態度に出で、一夜作りに此修正案を作つて來たのであります、（拍手起る、「のう〳〵」と呼ふ者あり）如何にも手續上は御苦勞であつたと考へますが、此の幹部の御苦心に對しては洵に御同情に堪へませぬ、（拍手起る、斯樣なる不眞面目なる不誠實なる一夜作りの無責任なる修正案に對しては私は論難を加へる勇氣を持ちませぬ、（拍手起る、「三土君は學校の先生でもして居れば宜い、財政の事は分りはしない」と呼ふ者あり）斯樣な豫算に就きまして、幹部の諸君の洵に御苦心の程は拜察致しまして同情致します、之に對して批評を加へ、論難を加ふるが如きは、殆ど人情忍ぶべからざる事でありまして、本員の如き涙脆い者には批評の言葉が出ませぬ、此一言を以て止めて置きます（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　片岡直温君。

〔片岡直温君登壇、拍手起る〕

○片岡直温君　諸君、本員濱口君の提出されました修正案に贊成を表する者であります、今贊成の意見を述ぶるに先だちまして、三土君の駁撃演説に對し更に辯駁を試みたいと存じます、（「謹聽」と呼ふ者あり）實は三土君の御演説は、政府より豫算委員會で屢々承つた事柄が、茲に現れましたのと、又經濟界に向つての御觀察は、餘りに杜撰、若くは亂暴とまで申したいやうな御言葉であります、（拍手起る、「のうのう」と呼ふ者あり）失禮ながら之を眞向から駁撃を致すことは、少々忍びないと思ひます（「力があるまい」と呼ふ者あり）殊に昨日濱口君の説明且つ演説されました所のものを御覽になりましたならば、本日茲に駁撃を加へられました所のものは、多く見當違に屬すると思ひます、（拍手起る「のう〳〵」と呼ふ者あり）唯だ其中に稍々茲に辯駁致して置かなければならぬと存ずる事のみを抑へて辯明を致します、續いて本員の修正説に贊成の意見を述べやうと存じます、三土君の最初に述べられました所の言論、並に次に述べられました所の交通機關に對して、多額の計畫を立てられ、尚ほ鐵道、電話、道路等に對して、十三億八千萬圓の計畫を立てられたと云ふ政府案に贊成の御論に對しては、是

に多く其財源が公債に關する事柄であります、故に公債を論ずる所に於て陳辯を致さうと存じます、其次の教育機關の事に就きましては、(「それは君の柄てはないよ」と呼ぶ者あり)是は私共が常に民間に於て主張致した所のものに大分御聽になつた趣で即ち中等教育に從事して居る所の、教員等の俸給に對して加俸等の途を付けられると云ふことは取りも直さず、昨年以來最も吾々の主張した所の一部を、御採用になつたに過ぎない事である、(拍手起る)是は反對黨の言ふことに御聽なさつた所の、雅量を御褒め申すだけで宜しからうと思ひます、(「ひやひや」「難有う」と呼ぶ者あり)此普通教育義務教育と云ふ點に對しましては、濱口君の昨日茲に陳辯せられた所に對しては、駁擊にも何にもなつて居りませぬ、既に駁擊にならざる以上は、茲に之を又私より重複の事を申上げる必要は無いと存じます、それから次に論ぜられた所の勞働問題、此勞働問題に對しては、或は勞働課を設けたとか、是から調査して而して後に其施設を爲すと云ふに過ぎなくして、政府の從來說明せられた所のものを茲に敷衍せられたに過ぎないと思ひます——思ひまするが、此問題の如きは、吾々が現內閣に對して、其施設を怠る所に對して痛く攻擊をし、且つ此施設を早くしないことを遺憾として居るものであります、故に少しく陳辯を致して置きたいと思ひます、農商務省の一局に勞働課を設けて以て勞働保險の施設を致さう、而して其事たるや、調査を致すと云ふことであります、現內閣の殆ど色彩とも見るべき所のものは、色々調査致すと云ふ所の蔭に隱れると云ふことが御得意であります、即ち此勞働問題も其調査に名を托して、尙ほ之を施設せられぬのであります、併ながら此調査と云ふことが外の問題とは違ひまして、此勞働問題に關する調査と云ふことに付きましては、恐らく今の內閣に於て御調になると致しました所が、歐米各國と總て社會上の組織を異にして居る國でありますが故に、之を調べると云ふ其材料は、到底得難いことゝ私は考へて居る、即ち我國狀に基いて歐米各國が既に爲した所の經驗を參酌して、以て定むるより外にないのである、別段調査を致さなくても能く分つて居るものである、若し勞働者の多數の疾病、或は傷害、若くは婦人の姙娠、或は甚しき職業の傷害斯の如きことに至りましては、統計を得なくてはならぬ、其統計なるものが、決して村役場何かに命令をし、或は諸工場に命令を致した位のもので、取寄せた材料を以て、完全無缺と看做することは出來るものでございませぬ、是は達觀的に斟酌を加へて見當を定めるより外ない、之を調査が出來なければ分らすと云ふに至つて、何時まで經つても同じ事になるのである即ち我國に於ける經歷を申上げると、海上保險の經驗にしても、火災保險の經驗にしても、又生命保險の經驗、若くは傷害保險の經驗にしましても、元來其元と致した所の統計なるものも、據ろのあつたものでありませぬ、是は達觀的に取捨を加へ、所謂安全割を掛けて以て之を定むるの外ないのであります、是に於て其達觀したる所の根據に依て將來困難を來すかも知れないと云ふ點だけは、之を命令の範圍に屬せしめて置いて、多少づゝ進步實驗の後に於て、取捨を加へる餘裕を存して置きさへすれば宜しいものであります、斯の如きは之を實行すると云ふ時に當つて問題とすべきものは、國庫が例へば疾病保險に對して幾らの割合の分量を負擔するか、勞働者に幾步を負擔せしむべきか、使用者に幾步を負擔せしむるかと云ふことが、是が問題だけの事である、(「それで各國の調査をすると云ふのである」と呼ぶ者あり)各國の調査は多くは違つて居つて、或は十分の一を以てして居るものもあり、十分の二を以てして居るものもあり、或は疾病保護を國家として負擔せざるものもある、それは日本は日本に適應することを考慮して定むる外途はありませぬ今日まで數年の間經驗のある所のものを、尙ほ是は調査を致さなければ定め得ないと云ふならば、其人は無能である、現內閣の諸公屬僚諸君に至つても、それ程無能の者とは思へぬのである、是だけの事は出來得るのである、唯だ出來得るものをようしないと云ふことは、決斷がし難いのである、即ち今の分擔の割合の程度を定むるのが六けしいのでありますが若し六けしいとすれば、初めに國家の負擔を輕うして置いて、他日二年三年の經驗に依て增加する途を明けて置けば、是も出來ることでありませう、斯の如くして此勞働問題を解決すると云ふことは、全部一時に解決が出來ぬとしても、勞働不能の原因を作る所の疾病、若くは婦人の分娩、或は死亡、或は傷害、斯の如き其勞働不能に對する救濟の途は確かに定めることが出來るのである、固より老癈其他職業を失つた者に對する所の救濟法等も要するのでありますが、是は所謂職業紹介等の途が付かなければ出來るものではない、今私の申した如きものは直ちに行はれる、其行はれるものすらようやらぬのでありますから、現內閣は此勞働問題に對して、十分の誠意を持たないものと駁擊をせざるを得ぬのであります、(拍手起る)次に物價問題に於て、歲出歲入は物價に依て高低に拘はらず並行するものである、斯う云ふ奇體の事を仰せられたのである、歲出歲入が物價が騰貴すれば騰貴する割合に於て並行するものであると云ふことの御見識は、どう云ふ意味か私には分らない、此分らない問題を攫へて駁擊することは少々面倒ではありますが、恐らく物價が騰貴すれば隨て政府の收入が增す、支出も增す代りに收入も增すのである、斯う云ふ意味だらうと思ふのである是は必ずしも並行するや否や、物に依て並行する物もありませう、物に依ては物價の騰貴は、其騰貴の勢に乘じて賣捌の能く出來るものは寧ろ利得の多いと云ふ關係よりして隨つて稅を增加することもありませうから、物價に伴うて物價が騰貴すれば、全然國庫の收入も增して來ると云ふ論理は、半面に於て理由はあります。併ながら濱口君の主張する所は、物價を今日まで程に騰貴せしめて置かざつたならば即ち物價騰貴の爲めに歲出が非常に多くなつて居るが、若し此物價の騰貴微りせば、國庫の收入なるものは如何になるかと云ふことを考へて見ると、戰爭以來非常に輸出超過になり、之が爲めに十三億餘の正貨を吸收し、其他國債勘定の上に餘程の正貨を受取つたのであるから、即ち國の富が非常に增して居る、此富の增したる時に於て甚しき物價の騰貴を喚起さゞつても。其富の增加したる割合に於て、國庫の收入と云ふものは確に殖えたに相違ない、然るに一方に物價の騰貴を抑へなかつた爲めに、支出するものが非常に膨脹して來た、即ち歲出其のものが增加した爲めに、茲に增稅を餘儀なくすると云ふ如き已むを得ざる境遇になつたのである、即ち物價さへ騰貴せざつたならば、此國運の發展伸張して居る今日に於て、此增稅を超さずして以て、此國防の充實を圖ることが出來たではなかつたか、即ち是が濱口君の意思の存する所である、此事に對して三土君の御駁擊はとんと其要を得て居らぬと思ひます、又後に於て此所得稅の問題に移つて兎や角仰せられたやうでありましたが、多少議論をするとは思ひますが其時に於て更に辯駁を致さうと思ふのであります、次に十年計畫——十年計畫と云ふものに對して、決して不安の念を懷くことを要せずと云ふことの趣旨を辯明せられた、是は今日まで大藏大臣が屢々言はれた所のものを敷衍せられたに過ぎない、過ぎないが、折角此壇上に於て、我同僚の主張に對して駁擊の意を用ゐられたやうでありますから、一言私は茲に加へて置かざるを得ぬ、三土君の御說の要は、十年計畫其のものは、物價の割合に應じて見積つて居らぬ代りに、剩餘金なるものを少しも使用することを見て居らぬのであるから、一向差なづむやうな事が相成らぬと云ふことが、歸著點であつたと思ふ、又大藏大臣が今日迄主張せられた所のものもそこに在つたと思ひます、是が根本に於て吾々と意見が違ふ、本來剩餘金なるものは、國運の進步發達に伴ふ臨時に必要とする事業の計畫費に充てるべきものであります、十年計畫の如き既に繼續費と云ふものを定め、是が年度割を付けて、さうして十年の計畫を爲すに當つて、現在の物價が既に戰爭以前より三倍一割以上の騰貴を來して居るに拘らず、戰前の大正三年の物價と同じものにして計畫を立てゝ置くと云ふが如き事は、明かに即ち十年度に至つて不足を生ずると云ふことは睹易い事である、其十年度の不足を生ずる場合には、剩餘金があるから差支ないと言ふが、さう云ふ論法から行けば、十年に至つて其不足は剩餘金で補うたとして、さうして十年に新しくしなければならぬと云ふ經營に對して、何の費用を充てて行くことが出來ますか、現に既往の經驗上から御考になつても分る事である、確か桂內閣の時代であつたと思ひますが、一時未募債の公債を打切りさうして歲出に要する所の計畫に對しては確定の財源を以て充てる、未確定の財源即ち公債に依るとか或は自然增收に依るとか云ふが如き、不確定の財源を以て計畫すると云ふことは、財政の基礎の鞏固なるものと言ひ得ない、是に於て歲出の決つて居るものに對する財源としては確定なるものを充て、さうして自然增收其のものは、其確定したるものの以外に起る所の國家の必要とする所の財源に充てると云ふことを計畫したと云ふことは諸君の決して御忘れになることでない、現內閣の諸公に於ても明かに知つて居られる事でありませう、斯の如くあつて初め

て財政の基礎鞏固なりと云はれるのである、（拍手する者あり）尤も是は極端なる鞏固なる方法でありまするが、其他に於て收入の確に確定して、收支償うて餘りあると云ふが如き生產の事業に對して、多少公債を加味すると云ふことは、是は時の經濟界の狀況に依て差支ない事と思ふのであります、大體の方針として現在の繼續費の見積がある、即ち年度割がある、其年度割に對して、現在の時價に積れば何千萬圓の不足がある、其不足は自然增收と云ふ、確定し得べからざるものを以て充て置くと云ふが如き事を致して、之に依て其財政の基礎が鞏固なりと云ふことは何の事でありませう（拍手する者あり）恰も一家に譬へて言へば、借金をして拂ふ目途は無いが、どうか拂ふことが出來るであらうとして、借金を無暗にすると同じ遣方ではないか、一國の財政計畫と云ふものは其樣なものではありませぬ、年來我々が此不確定な遣方を爲さるに對して攻撃をするのは、趣旨此に在るのである、必ずしも悲觀論者――悲觀論者と仰せられるが樂觀其のものも程度問題である、悲觀其のものも程度問題でありませう（「其の通り」と呼ふ者あり）現在の如き樂觀の程度を過去つて、而も十年計畫と云つて計畫をしながら、其の計畫其のものを今實行するとすれば、既に明かに金が足らない、其足らないものを何に依て塡めるかと云へば、是から入るであらうと各々想像を付けた所のものを以て補ふ、國家が決して一日も動かないものならば格別である、種々の出來事が到來するものである、即ち當り前の金を見積りさへすれば宜しいと云ふものでなくして、臨時に要する費用があると云ふことに當然である、斯の如き事と、さうして日本の如き新興國に於ては、爲さなければならぬ事業が段々湧いて來ると云ふことは當然である、左樣なものに對してこそ、始めて剩餘金を充てると云ふことが財政家の爲すべき方法と謂はなければならぬと思ふ、（「古い々々」と呼ふ者あり）斯の如きことを何所やらで古い々々と仰せられたが、其古いと云ふ頭を持たれて居る御方こそ餘程古いのでありませう、さうして三土君の附加へられた御言葉中に、十年計畫は斯の如く定めてあつても、今日までは自然增收の如きものは非常に增加致し、昨年武富君が此壇上に於て非常に悲觀した所の說を述べられたが、一向差支ないぢやないかと云ふことを仰せられたのでありますが、（「其通り」と呼ふ者あり）成程今のやうな爲され方は、さう體裁を作ることも出來ぬことはありませぬ、現に昨年に於ける戰時利得税はどうであるか、戰時利得税は政府の見込は、三千萬圓しか收入は得られないと言つた當時、實業界に在る者は一億餘萬圓の收入に至ると云ふことを言つたものである、然るに三千萬圓と積つて、議員諸君はそれを信じて、さうして其法案と云ふものを成立たしめた、（「六千萬圓だらう違つて居る」と呼ふ者あり）現に民間の事業界に居る者の言ふた如くに收入があつたのである、それは何も自然增收でも何でもありはしない、初めからさうあるべきものと分つて居るものを、收入の少ないものゝやうに見て置いて、經濟界が段々發達しても、何等の妨がないと稱するに外ならぬ、本年の所得税亦然りと考へる、本年の所得税も政府の見る所は、是より以上收入はないと言つて突張られて居るが、實際は是れよりして非常の逆境に遭遇するに非ざる限りは、前年來の情勢を受け來たつて居るものでありますから、當分の間は、政府の豫期する所のものより税を增すのは當然であります、其增した所のものを、自然增收が多いから即ち我々の樂觀した通りの事實が、茲に現れて居るものだと云ふが如きことを以てそれを蔽へば識者に非ざる者は欺かるのでありませう、實業界に在つて多少の經驗を積む者に在つては、左樣には考へるものではありませぬ、（「悲觀の證據にはならないぢやないか」と呼ふ者あり）其次に反動期が何時來るか分らぬ、斯う云ふことを仰せられたやうであります、反動が何時來るか是は分らないと云ふことは私も同感であります、確に何時と云ふことは言へないが、一體經濟界の原則として一時的に膨脹を加へたものは、其膨脹したるだけは又反對に收縮して來ると云ふことは、是は經濟界の原則でありますそれ故に斯の如く戰爭と云ふ出來事の爲に膨脹したものに、戰爭と云ふ出來事の消滅すると共に、必ず其反動が來ると云ふことは、是は原則として動かすべからざることであります、殊に此際に於て私が諸君の御考慮を煩し置かなければならぬと思ふ事は、諸君は如何にも樂觀的に居られるやうであります、樂觀と云ふことは必ずしも惡いことではありますまい又徒らに悲觀すると云ふことの必要もあるものでありませぬ、悲觀とか樂觀とか云ふことは姑く措て事實上から現在の貿易上の狀態、即ち國債關係を御覽になつたなら直ちに此感じが起る、成程大正八年の貿易は七千餘萬圓の輸入超過に終つたのでありますが、是は大正八年と見るのは誤りでありませう、本來輸出入の勘定が其年の十二月の三十一日に終つたからと言つて、其出來事が十二月三十日の事なりと判定になるのは、それは大間違である、餘程前からの順序がそこへ來て現れて居るのであります、それ故に昨年八九月から以後の事柄は、直ちにそこに決濟の濟んだものもありませうが、多くは其後に於て決濟されるものである、殊に本年に廻るものが最も多い、即ち昨年末に於て、偶々七千萬圓餘の輸入超過に終つたと云ふことは、幸にも昨年の年度末に於て生絲の價が非常に暴騰を告げた爲めに、此輸入超過が減つたのでありまして、其以外に於いて總ての貿易界の狀態は、確に輸出が減つて輸入が殖えて來ると云ふことの趨勢を告げて居るのであります、今三土君は物價が幾ら上らうか、今日輸出は羽が生へて飛ぶやうだと仰せられた、是などは實際に疎き頗る御氣の毒の御考であつて、私は反駁するに忍びないやうだと言ふのは其事である、論より證據、英吉利は從來輸入が多くて輸出は少なかつたが、近時の狀況はどうか、日本の輸出が減つて、英吉利の方の輸出が殖えて居るではないか、羽が生へて飛ぶなどゝ云ふことは、各國が軍事を專らにして居る間に於ては、左樣な狀態もあつたのでありませうが、今日は各國共に戰後の經營として、其國の戰費の償却を首め、今後の產業發達を圖る爲めに種々の畫策を爲して居るが爲めに、自國の產業の上に於ては十分の保護獎勵を加へて居る、甚しきに至つては外國より入る物が、其の國の物よりも安いと云ふ時分には其入る物に對して税を課してでも、其價を高からしめやうと云ふ如き策をも用ゐて居るのである、斯樣な時に當つて、日本の品物は高くても羽が生へて飛ぶと云ふ如き觀察を持つて居られるに至つては、實に產業界を見ること其淺見に驚かざるを得ぬ、（拍手起る）殊に此際に於て附加へて申しますが、昨年までの國際勘定に於て、即ち大正三年以降に於て、約三十億の受取勘定になつて居る筈であります、其中より支拂を引き、或は他國の債權に移したものが現在の正貨になつて居る筈である、然るに大正八年の上半期と下半期に亘つて、國際勘定はどのやうになつて居るかと云ふと、段々減つて來て居る、現に大藏大臣は昨年の議會に於て國際關係の勘定は凡そ四五億の受取勘定になるであらうと云ふことを言はれて居る、固より是は其言はれた言葉が少しも違はぬと謂ふべきものでない、私もさうは思はぬのである、唯にも確定的のことが言へるものではありませぬが、大藏大臣の當時の頭はそれ位にはなるであらうと思つて居つたでありませう、それが結局二億そこ／＼まで減つた、即ち二億乃至三億の勘定違を爲すつて居る、是は勘定違と言ふと語弊があるかも知れませぬ、思違で事實はそこまで來て居る、そこまで來て居るのみならず、此國際間の勘定も亦貿易の勘定と同じに、十二月三十一日を以て其年の十二月三十日までの出入と見るのは是は誤りである、其以前の習慣上から付いて來て居る所の勘定がそこに至つて現れたものに過ぎない、結局是は本年に續いて來て居る、而して本年の狀況はどうなつて居る、現に郵船會社の運賃にしても、商船會社の運賃にしても其他保險會社の海上保險の收入にしても、確に減つて居るではないか、甚しきに至つては七割或は五割斯の如くに減つて居る、是は國際勘定に於て將來收入の減つて來ることは分り切つて居るではないか國際上の關係に於て斯の如くなるのみならず、我が實業界に於ける外國貿易に從事して居る者が、爲替の勘定上是まで在外の正貨を持つて居つた所の者が昨年亞米利加が金の輸出を解いて以來、一億五六千萬圓も商業家の金が入つて居る筈である、其結果として近時に至つては、商人が外國に支拂を要する金は、政府若くは日本銀行の持つて居るものを充用するに非ざれば、支拂に差支へるやうになつて居るではありませぬか、即ち輸出の段々減つて來ると云ふことゝ、輸入が反對に殖え、國際勘定に於ては受取勘定が少くなつて居ると云ふことが、事實上既に現れて居るに拘はらず反動期は一切來ないものである見當が付かないなどゝ言つて居られるのは、是は樂觀の程度を過ぎたりと私は言ふのである、若し夫れ今日に於て亞米利加に出る生絲が、先程確か五千萬圓などゝ云ふことを言はれた、五千萬と云ふ價が有つたか無かつたか、私はさうは見て居ない、（「五千圓です」と呼ふ者あり）それは五千圓でありませう、五千圓と云ふことも、唯ださう云ふ勢を示したと云ふに過ぎない、近時は幾らである、近時は確か

三千五六百圓ではありませぬか、其三千五六百圓のものが若し二千圓等になつたとすれば、其影響は非常に激しいものであります、私はさう云ふことの來るのを決して祈る者ではありませぬ、又直ちにさう云ふ變化を來さうとも言はないが、亞米利加の國の狀態と日本の國の狀態と比較して考へて見ますれば彼國に於ても、戰後に於ける變化は免るべからざる狀況に在る、我國に於ける戰後の經濟界の變化は免るべからざるものになつて、是は爭ふべからざる事實である、唯だ彼は大きな世帶であるが、我は即ち世帶が小さいと云ふだけの違である、故に日本の出來事の上に若し亞米利加の出來事が加はれば、此反動期なるものは、非常な急速力を加へて來ると云ふことは是は掩ふべからざることである（拍手起る）即ち君も御分りになつての樂觀であつたか、悲觀の樂觀であつた知らないが、若し悲觀の樂觀でありとすれば、此私の言は確に御參考になる筈であります（拍手起る）それから貯蓄――國民の貯蓄が非常に增加した、確か大正四年頃から年々殖えたと云ふ數字を擧げられて、遂に二十六億萬圓に達したと言はれたのでありますが、是は何を指すか、或は銀行其他の貯金を指したのか、貯金其のものが增加したと云ふことを以て、必ずしも是で安心の付くものではない、一の手形を發行したらどうである、即ち一方に於て手形の流通等を參酌して見て、眞に餘る所の金を預けて居るかどうかと云ふことに依つて判斷をしなければならぬものであつて、（「そんな經濟論はない」と呼ふ者あり）之を以て直ちに國の富、產業其他一般の國力の增加したものと斷定が出來るや否や、其材料の根源を御示しにならぬが爲めに、どうも十分に駁擊をすることが出來ないが、事實は多分手形其他の牽聯した關係であつて、三土君の言はれるが如きものとは私は信ぜぬのであります、それから（「長いな」と呼ふ者あり）大分長かつたから十分に覺えて居らぬか（「もう宜からう宜しく〳〵」と呼ふ者あり）憲政會の所得税の改正に對する駁擊五千二百萬圓の不足を生ずる、其他に千圓までを無税とする爲めに、不足を生ずるもの千五百萬圓と言はれたのであります、合せて六千餘萬圓の不足を生ずると言はれた、茲に一つ質して置きたい、昨日所得税法を議する時に當つて、何方であつたかの御說明（「昨日でない」と呼ふ者あり）昨日でなかつたら――昨日（「一昨日でもない」と呼ふ者あり）一昨日でなければ其前、更に所得税を議したとき、其所得税を議したるときに當つてです、千圓に上げるのも收支の間に於て違はない、同じ事に歸著するのであると云ふことを言はれた、是は所得税の改正に依つて國民の安心を求める、一時的の彌縫の言葉であつたに過ぎなかつたか知れませぬが、本日は此所で千五百萬圓の不足を生ずると言はれた、是れは後とで國民に質して宜しいことでありますから深くは入りませぬ、要するに不足を生ずる、其の不足を生ずる即ち此の國防の大仕事をする時に當つて、此の財源の不足を顧みぬのは、怪しからぬではないかと云ふことを言はれたやうである、是れは憲政會の主張は、明かに所得税法案其のものが甚だ杜撰にして而も缺點が多く、其の影響する所非常に廣い、故に是れは一年延ばせ、其の延ばす時に當つて、千圓以下の收入のある所得者に對しては、多少免税の利益を受ける所のものが得られない結果になるが爲めに之を救濟する方法として、現在の所得税法に改正を加へる、さうして其千圓以下の收得者の爲めに、困難を幾らか排除しやう、之が爲めに不足を生ずる所のものは、現に剩餘金其のもの、既に政友會並に大藏大臣の振廻される所の剩餘金は、既に六千萬圓あるのである、其六千萬圓を充てゝ置きさへすれば、大正九年度に於ての計畫に對しては、妨を生ずることはない筈である、（「君は剩餘金嫌ぢやないか」「默れ」と呼ふ者あり）剩餘金其のものがあつて國防の計畫に對して妨をせぬが、若し大正十年に至つて差支を起すと云ふことが起るならばだ、或は戰時利得税法の改正をして、一年の間に其所得税の改正に代る方法を以て、國防の充實に妨げのないやうにすれば宜しい譯である、（拍手起る）隨つて國民が之が爲めに非常な苦痛を增すべきものでない、却て所得税の改正に依て被る所の苦痛よりも此戰時利得税改正の爲めに負擔する所のものを以てする方が國民としては樂である即ち是は改正をしなければならぬ必要があるならば、改正の方法を求めれば宜いと云ふことである、（「戰後に利得はありませぬ」と呼ふ者あり）さうして方法を其趣旨に依て改めさへすれば、出來ることでありますと即ち憲政會の所得税法改正案の御攻擊に對して、事實上あるべき所のものを掩うて、さうして徒らに非難攻擊を世間に知らしむるやうに努めたと云ふに過ぎなくして、其實質其のものは、最初の提案以來の事實を御調になれば判ることである、次に大正八年の計畫に對して、武富時敏君が非常の攻擊をしたが、事實上公債の募れぬこともなかつた、剩餘金も大變に殖えた、斯う云ふ御論であつたと存じますけれども、大正八年の公債は悉く募れたか、どうであるか、果して募れたが、どうであるか、即ち國庫證券の三億萬圓の如きは、僅に四千萬圓しか募れやせぬではないか、（拍手起る）それから事實公債其他の公債三億餘萬圓に對して、まだ八千萬圓も殘つて居るではないか、而も昨年の暮に於て英國に貸してあつた所の債權一億萬圓の償還、其中五千萬圓は乘替へることとしたのであるが、五千萬圓即ち金が入つたのである、斯の如く致して漸く昨年を越したのではないか、（拍手起る）さうして此計畫が十分に遂行されたと御自慢なさるに至つては、手前味噌も甚しいではないか、（拍手起る「爲替の關係をもう少し論ずべし」と呼ふ者あり）さうして其次に鐵道の問題を黨勢擴張に用ゐたと云ふ非難に對して、結局左樣にするならば本年の鐵道計畫も削除したら宜からうと云ふ御希望がありました、（「確り頼みます」と呼ふ者あり）此事を述べる前、手前の總てに渉る所の公債政策を少し申上げて置く必要があると思ふ、即ち鐵道の計畫、道路の計畫電話電信の計畫等に對し、公債を以て財源に充てると云ふことの其事が、少しも財政上懸念がない斯う云ふことを繰返して主張されたやうであります、凡そ何れの國にしても、年々の財源が足らぬからと云うて、公債を募ると云ふことを以て非常に得意とする國が何處にある、（拍手起る）又確定して使はなければならぬ金を、不確定なる所の財源に依て立つて行くと云ふことを好むべき所の其國は、恐くはないのである、現大藏大臣が樂觀――最も樂觀者と世間で言はれて居るが、腹の中はどうか知らぬが、假りに樂觀者としても、借金をすることを非常に御得意と爲さる譯ではなからう、畢竟已むを得ぬからであらう、嚮にも申します如く、凡そ財政の基礎は不確定なる財源を以つて確定の支出に充てる程惡い事はないのであります、（拍手起る）而も濱口君の此所に於いて質問にも言はれ、昨日も言はれた、既に大正九年の終りに於いては十七億餘萬圓の公債に達する而も是れは短期である、長期であれば格別であるが短期である、其の短期なるが爲めに、大正十四年までに之れを償還しなければならぬと云ふことに相成る、之を償還することが出來なければ借替をしなければならぬ、又其借替をすると云ふ事に、既に經濟界の困難なる狀況に遭遇すれば其期限は益々短縮しなければならぬことになる、結局借替の爲めに、政府は非常に苦痛に陷ると云ふことを憂へての意見である、是は誰に言つても誰が聞いても當然の事でありませぬか、現に諸君は御忘れになつたか貴方がたの先輩とせられる、吾々も敬意を表する松田君が大藏大臣の時分に、一億萬圓の國庫債券の借替が出來ずして、年利八朱三厘四毛に當る程の利息を付けることにして、其借替の不能に終つた、それが爲めに內閣瓦解の原因になつたと云ふことは諸君も知つて居るだらう、（「時代が違ふ」「それは戰爭前ですよ」と呼ふ者あり）時代は違ふが、經濟界の行詰つて來る所のものは、短期の借金をして居れば、それを還すに當つて困難を感ずると云ふことの事實に當嵌めるのは當然であります（拍手）加之斯樣な尨大なる計畫をして、其末に事實はどうなつて來て居る、現に日露戰爭の後に於ける西園寺內閣の終り明治四十一年に於て、此繼續費其他の繰延を四十一年四十二年に繼續してやつたと云ふことは、諸君は御承知であらう、即ち四十一年に於て事業費の繰延は二千八百三十六萬圓餘、それから桂內閣が同年に西園寺內閣に代つて、又更に五百三十九萬圓の繰延をした、結局四十一年に三千三百七十餘萬圓の事業費の繰延が行はれて居る、其外に臨時軍事費の繰延も亦二千七百七十萬圓程であつた、四十二年に至つては、四十二年度以後に於ける繼續費一億二千七百八十萬圓と云ふものゝ繰延をしたんである、其他の四十一年に繰延べたものを又四十二年に至つて再繰延をした所の金も、一千九百餘萬圓になつて居るのであります、是れは其の當時の財政計畫は、唯今の財政計畫の半額にも足らぬ時であります、其半額に足らぬ時でさへも、斯の如き尨大なる借金の計畫を續けてさうして行けば其終りは斯う云ふ風になると云ふことは、日露戰爭の後に於ける經過と、今度の戰爭の後に於ける經過と、多少借金を以て計畫を立てたのと、實質は金が入つたとの違はありますが、事業の膨脹の程度に至つては、遙に日露戰爭以後の今日は甚しいのでありますから、結

局此計畫は繰延に終らざれば洵に仕合せ、恐らく玆に數年間に於て繰延の已むを得ざるに陷ると云ふ事は、私は玆に確に斷言致して置く、(拍手起る)其他に諸君の黨勢擴張と吾々の言ふ、諸君はさうでないと仰せられるのでありませうが、鐵道の如きもまだ本年着手せぬでも宜しい、しもしないものまでもやるが如くに計畫して置くなどとして、國民を喜ばせて御在でになる、國民を喜ばせることも宜しうございますが、併ながら唯々喜んだだけで實際出來なかつたならば、此國民の失望此上もなきことであります、(拍手起る)而して總の鐵道の全體に戻つて即ち三土君の成るべく賛成をせぬやうにしろと云ふ御希望に對して、吾々が黨勢擴張の具に供すると云ふ御非難に對して、玆に一二辯じて置かなければならぬ、吾々は鐵道が其地方に對して、其線路が適當なる所に敷設せられると云ふことに非難を加ふるものではありませぬ、併ながら强て必要とせざる所に線路を曲げて見たり、停車場の位置の當然此所とすべき所のものを、其黨員になるとならざるに依て、變更を來すと云ふ如き手段を執るのは甚だ宜しくないと言ふのである、(拍手)學校の位置亦然り、學校の位置の如きも、確にさう云ふ傾向があるのである、そんならば……(此時私語する者多し)

○議長(大岡育造君)　靜肅に願ひます。

○片岡直溫君　即ち線路其のものは……(此時私語する者多し)

○議長(大岡育造君)　靜肅に願ひます

○片岡直溫君　線路其のものは何縣何村より何村に至ると云ふだけにして置いて其線路と云ふものは、大體踏測の上定まるが、是はどなたがやつてもさうやるより仕方がない、從て其線路を敷設する時に當つて……(此時私語する者多し)線路を敷設するに當つて……

○議長　大岡育造君)　靜肅に願ひます

○片岡直溫君　其黨員になるとならざるとに依て、其線路が其方へ動き此方へ動くと云ふことがありとせば、(「そんなことはない」と呼ぶ者あり)ありとせば、即ち黨勢擴張と云ふ非難をすることは已むを得ぬ事であります、現に熊本縣に於ける選擧の、即ち選擧の當時に於て主張された所の事實に當篏めて、後者になつても分ることではありませぬか(拍手起る)さうして大正八年度の豫算を議する時に當つて、全部賛成を致したと斯う言ふ、是れは武富時敏君の演說の速記錄を御讀み下すつても能く分ることでありませう、其當時の內閣は成立日淺くして、十分なる編成が出來得ない、殊に寺內內閣の後を承けて、寺內內閣の綜合した所の豫算を本として編成されたと云ふことは事實である、故に其缺點と見、非難すべき所のものの非難を致して、當局者に十分なる省慮を促し、又削るべき所のものも、議員として斧鉞を加ふべきの範圍と云ふものは――其範圍を越して斧鉞を加ふるもの、所謂增加すべきもの、或は減ずべきものが澤山あるのである、其事實を指摘して、さうして其實行に當つて反省を促したと云ふに過ぎない事である、此事實は速記錄を始から終まで御讀なさつたら分る事である、而して三土君の御演說に對して、私の最も不可解に存ずる所は、現內閣は不信任である、現內閣が不信任であるならば、豫算は返上しさうなものであると言はれた、是は恐らく政府と云ふものと內閣と云ふものを混同して、離るべからざるものと思つて居らしやるからであらう、吾々の內閣の不信任と言ふのは、現內閣の諸公の遣方に對しての不信任を言ふのであるが、日本に政府なかるべからずと云ふ觀念は、一日も變る所はない(「詭辯々々」と呼ぶ者あり)既に政府の必要ありとせば、國費を要すると云ふことは分り切つて居るぢやないか

「詭辯を言ふな」「詭辯々々」と呼ぶ者あり」

○議長(大岡育造君)　靜肅に。

○片岡直溫君　昨日も濱口君の如きは此壇上に於て現內閣は信任しない、吾々の言ふ所のものは、現內閣に實行せよと言ふに非ずして、後に出來る所の內閣にも之を實行させなければならぬと斯う言つて居る、是程明かな言葉を用ゐて居るのに、內閣と政府とを混同するが如き御見識に至つては洵に驚入つたと申上げるより外に申しやうがない、(拍手起る、「誤魔化し〱」と呼ぶ者あり)誤魔化しでも何でもない、(「現內閣は現政府にあらずや」と呼ぶ者あり)

○議長　大岡育造君)　靜肅に……

○片岡直溫君　大體辯駁は概略濟んだと思ひます、是より濱口君の修正案に贊成の意思を表明致します、其賛成する所の理由は、修正案提出の濱口君が、昨日は諸君の妨害あるに拘らず十分に御努めになつて居つたので(「妨害とは何だ」「妨害をやつたぢやないか」と呼ぶ者あり)大抵御分になつて居るだらうと思ふ、即ち私の主として論ぜんとする所のものは……(「妨害とは何だ、妨害とは何だ」と呼ぶ者あり)

○議長(大岡育造君)　靜肅に……

○片岡直溫君　而して私の論ずる所のものは……

(「妨害とは何だ」と呼ぶ者あり)

○議長(大岡育造君)　靜肅に……

○片岡直溫君　朝鮮の事業費に於ける即ち拓殖會社に於ける二十萬圓の――二十萬圓の經費は、是は拓殖事業會社の補助金でありまするが、此拓殖會社の補助に對しては、既に昨日濱口君より其不當なる所の事由は述べられたのであるに拘らず、玆に少しく言葉を添えなければならぬと存じます事は、彼の事業費の補助金は二十萬圓とありますが、是は年度の半ばの關係からさうなつて居りまして、結局二千萬圓の四分の一の拂込が濟めば、四十萬圓を要することになります、若し金額拂込をすると云ふことになりますれば、數年を出でずして、其拂込金額の補助を要すると云ふ結果になるものであります、而して此朝鮮に於ては、現に拓殖銀行あり、東洋拓殖會社あり、其他一千萬圓程のものを以て新しく此計畫を立てた、其立てんとするに當つて、此會社が其資本金の一千萬圓を更に倍にして、之を壓倒し、其倍にしたと云ふ所のものを認めて以て、之に許可すると云ふ方針を執られたやうであります、で斯の如き事は、現在に於て即ち半官半民の會社が既に出來て居つて、少からざる國庫より力を入れて居るものがある上は、之をして尙ほ其事業を擴張せしむることが當然である、又一方に於て五十萬圓の此拓殖事業に對する――灌漑其他の事に對する計畫者に補助を致すと云ふ補助費も出て居る、一方は五十萬圓の金を以て、現在の會社に或は三萬四萬と云ふ補助を與へ此新設立の會社には半年に二十萬圓、一年に四十萬圓と云ふ補助を爲すと云ふが如き事は、甚だ權衡宜しきを得て居らぬのみならず此中には言ふべからざる弊害を含み、又言ふべからざる弊害を生ずるものなりと私は斷定を致すのである、(拍手起る)其事に對しては極言を致したい事もございまするが、餘り衆議院の面目として、左樣の事を云ふことを好みませぬが爲めに、此邊に止めて置きますけれども、此會が突然と許可を與へらるるやうになつたと云ふことに對しては、朝鮮民は固より、我が內地に於ける凡そ事業界に智識を有して居る者の、最も憤慨を致して居る事柄に屬して居るのであります、(拍手起る)又現在朝鮮の財政は、現に本年關稅の如きも撤廢の時期に至つて居るに拘らず、財政上の都合其他多少の事情のあることは認めまするが、之を延ばし、其他官有地の賣却の處分をすると云ふが如き、所謂驛屯土の處分の如き、餘程困難なる財政の下に斯の如き新なる、而も補助金の將來增すべき性質を持つて居るものに向つて之を許可すると云ふが如き事は、甚だ宜しきを得て居らぬものであります、是は昨年に於て我が不毛の地を開拓する爲めに、衆議院には六朱の補助を與へる方法を立て、一方に於て八朱の補助を與へる仕組を立てゝ、貴族院の排斥に依て其案の成立たざりし所のものよりは、其內情に於て甚だ言ふに忍びざる所の意味を含んで居るものであります、(拍手起る)是等は當然削除せなければならず、政友會諸君亦自ら進んで之を御賛成になることを、政友會の諸君の爲めにも私は希望するのであります、其他の事に對しては主として臨時軍事費の削除、即ち一億萬圓の削除に對して意見を述べやうと思ひます、大正七年八月我が忠勇なる將卒を彼の西伯利に出兵するに至つたと云ふ事に就きましては、其原因其のものは亞米利加の提案に基き、「チエック、スロバック」の救援に在るのでありますから、列國步武を一にして履信の實を擧ぐると云ふ上からは、已むを得ざる事でありますさりながら既に亞米利加が同等の數を次で出すやうにと云ふ希望に對して、亞米利加が七千の兵を出すに、我は七萬餘の兵を出すと云ふことは、吾々は其理由を今以て了解し能はぬ所であります、(「國民には分らぬ」と呼ぶ者あり)國民には分らぬと言はれるが、忠勇なる國民をして死地に就かしめ、國帑の甚しきを負擔する事柄に對して、國民に分らぬでも宜いなどゝ云ふ言葉を發せらるゝ衆議院議員が、此帝國議會に居るに至つては、實に驚入つたのである、斯の如き行動を爲さんとすれば、必ず議會に提出して、其協賛を求めるのが手順であります、又協賛を求める時期は十分に有つたに拘らず、之を爲さなかつたのである、尤も是は寺內內閣の仕事に屬し、現內閣を左迄責めるのではありませぬが、現內

閣中原總理大臣は外交調査會の一人でありますから調査會の内容は秘密に屬して他に言へぬことではありませうが、此事柄には參與されて居ると、私は認めるのであります、而して昨年一月議會を開かるるに當つては、此中の兵半數を引揚げられて、其引揚げるに至つた所のものを、斯う云ふ風に說明をされて居る、「東部地方の狀態は聯合與國の力に依りまして「チェック、スロバック」の救援及獨、墺勢力掃蕩の目的も既に達せられましたに依り、我軍隊は同地方の秩序を維持するに必要だけの數に止めまして他は召還することに致しました」是が首相の一月二十一日の當壇に於ける說明、當時外務大臣は同じやうな意味を言はれた「一時西伯利內地に孤立無援の狀態に在りました所の「チェック」軍は忽ち其同胞軍隊及友軍との聯絡を恢復致しまして「チェック」軍の存在を脅威したる危險を茲に排除せられまして西伯利に於ける我軍事行動の主要目的は達成せられたのでございます」而して其先きの方に行つて「尙ほ當分若干の兵力を東部西伯利各地に駐屯せしめ」云々とあります、當分とある此總理大臣の演說、外務大臣の演說に於て、當時既に「チェック、スロバック」の救援の目的を達したりと云ふことは明かである、而して其當時必要ならざる所の兵は召還を致し、其召還をされた所の兵は、約そ三萬四五千のものでありませう、此三萬四五千の直ちに引揚げなければならぬと云ふ兵を、何の必要あつて出したのでありませう、向ふで激しい戰爭が其當時あつたとも承らぬ、輸送の困難、氣候の困難と鬪はしめる爲めに出したとでも云ふより外、何も殘る所は無い、此事さへ既に甚だ不可思議であります、國民は今以て其點を了解してないのであります、而して昨年の三月甚だ不判明なる事柄に對して、陸軍大臣は斯樣に言はれて居る、昨年三月二十六日議會の確か終りの日であつたと思ひます、「我軍事行動の方針は露國の穩健分子を援助して治安を維持すると云ふことか、一般の方針と申して宜しい」即ち我軍の行動の方針は、穩健分子を援け、さうして治安を維持すると云ふのであるから、穩健分子に非ざる過激派を排除しやうと云ふことを、念頭に持たれて居つたと云ふことは、此所で明かになりませう、而して此方針に依て、第十二師團長は此際彼等に大打擊を與へたりと說明されて居る、一方には首相、外相は、露國の秩序を維持する爲めに若干の兵を置かなければならぬ、外相は當分の中と言つて居る、而して陸軍大臣には斯の如く說明されて居る、矢張秩序を維持すると云ふ趣意は過激派を掃蕩すると云ふ趣意が含まつて居つたものとも見られぬこともないと同時に、又さうも見られぬとも言ひ得る、甚だ冥暗の間に在るものであります、さうして本年の二月三日外務省の所管に係る所の分科會に於て、即ち第一分科會に於て、松永君が陸軍大臣に質問をせられた、其質問の趣旨は、西伯利に於いて我が守備を侵さず、彼等の騷擾に對しては、內政干渉をせざる方針に於て、定めし傍觀するならんかと考へるが、どうかと云ふ質問をされた、即ち我が守備の區域外に於て、彼等同士が騷擾をする時に於いて、我が軍隊は別に干渉をせぬであらうと云ふことを問うた時に、陸軍大臣は斯う答へて居る「今の社會革命黨などの政治團體が過激派と一緒になつて彼の地方を攪亂するときは、日本は適當な處置を執ると云ふことを申し置きます」此意味も甚だ判然としないが、彼等が騷擾をすれば、日本は之れを退治する、斯う云ふ意味を含んで居るかの如く見られるのであります、是れは頗大なる問題であるから、少しく前置が長いかも知れぬが仕方がない、さうして陸軍大臣は一月二十五日當席に於て斯ふ云ふことを言はれて居る、松永君の質問の終りに「私は陸軍大臣として申述べて置きたいと思ふ事があります、それは私は出征軍人に對する義務であると心得ます、今日の我が出征軍は千人以上の損害を受けて彼の方面に血を流して居ります、此血を流した賜は即ち我が接壤地方南北滿洲から南部烏蘇里が今日の如く安定されて居ると云ふことは彼等が血を流した賜であると云ふことを茲に言明致します」斯う言つて居る是等の事を綜合して見ますと、陸軍大臣は此過激派と云ふもの我が勢力範圍及內地に侵入することを恐れられて、之を防遏し、或は討滅の考を有せられて居るものと見るの外は無からうと思ふ、即ち南北滿洲地方の安寧秩序を維持して居ることは、我が兵隊が彼地に行つて働いたと云ふことの結果なりと云ふが如きに至つては、明かに過激派は我が兵が行かなければ、其思想及其他の方法を以て、是等を侵すものなりと云ふ觀念を持つて居られるものゝ推測をする外はない、然るに總理大臣、外務大臣はどう言つて居るかと云ふと、決して過激派を討伐するでもない、「チェック、スロバック」の救援が目的である、成程昨年は救援をしたと思つて居つたが、まだ援助し盡さなかつたのである故に今日之を救援するの必要あり、決して彼等の內政に干渉するにあらず、斯う說明されて居る、此陸軍大臣と原首相並に外務大臣との說明の間には、甚だ明晰を缺く點があります、陸軍大臣は恐らく此過激派の含んで居る所の思想が、我が勢力範圍は固より、我國に波及して來ると云ふことを痛く恐れられて居るのでありませう、私と雖も同感であります、さりながら思想の侵入と云ふものが武力を以て防止すると云ふ如き事は、斷じて私は出來得ない次第と考へる、(拍手起る)此思想の變化に對しては、努めて國內に於ける健全なる自由思想の發達を圖つてさうして間斷なく政治並に經濟狀態の改善に努力すると云ふことより、之を防ぐ途は無いと考へる、(拍手起る)健全なる自由思想の發達であります、此健全なる自由思想の發達を圖ると云ふに付ては、政治並に經濟狀態に顧みて之が改善に努めなければならぬと云ふことは、先刻も此所で申した勞働者の如き者に對する施設であります、即ち勞働不能に立至つた場合に之を救濟するの方法、或は老廢に及んで働き能はざるに至つたときに對する救濟の方法、或は職を失つた場合に對する處置、斯の如きものが備はつて、さうして彼等のそれを備へて置いて――即ち是等は彼の平常欲する所のもの、今日物價騰貴と云ふもの〻爲に非常に彼等の苦痛が甚しい、「ストライキ」が起ると云ふ非難も起りましたし、彼等が物價騰貴の今日目前苦しむよりも、まだそれ以上に進んで、今申上げた如く勞働不能の原因たる所の疾病、或は年を重ぬるに從つて、老いて働き得ないと云ふ境遇になつた時の困難、是等の安定を得ると云ふ方法を求めることが、彼等の心理狀態に深く存して居るものであります、故に是等のものを救濟するの方法を先づ此に定めて、さうして彼等の傍道に行かんとする者を指導改善して行くと云ふ方法を執つてこそ、始めて其思想の健全を維持することが出來る筈である、(拍手起る)手段そこに出でず、武力を以て之を防止めやうとしても、到底其武力の下に防止めると云ふことは一時的のものであつて、決してそれが奏効するものではないと考へる、(拍手起る)若し果して私の想像する如き考を陸軍大臣が懷かれて、今日迄の事を爲されて居ると云ふならば、是は其方法を御改めにならなければ、[illegible]するものではないと信ずる、又總理大臣の所謂兵を引揚げることの出來ないのは、居留民が居る、朝鮮人が居る、それから「チェック、スロバック」の救援もまだ濟まぬ、過激派の將來の行動も考慮しなければならぬ、故に今日撤兵をするともせぬとも云ふ時期に非らず、是が總理大臣、外務大臣の說明の大抵要點であります、然るに私は總理大臣に問うて曰く「チエック、スロバック」を救援するが爲めに兵を出して居ると云ふ以上は、亞米利加も既に――最初日本を促して提携を求め來つた所の亞米利加でさへ既に「チエック、スロバック」の救援を終れば、兵を引揚げると云ふ今日になつて居れば、我國も亦「チエック、スロバック」の救援を終れば、撤兵をすると云ふことを明言なさるかと斯う問うて見ると、今申上げるやうに、居留民の關係、接壤の關係、朝鮮人の居る關係、將來過激派の行動の事をも考慮しなければならぬから、今明言が出來ぬと斯う言ふ、私は又問うて曰く、然らば我か居留民が居るが爲めに、兵を今日迄出さなければならぬと云ふならば、居留民の數が――眞に此兵を置かなければならぬと云ふ程多數の人員が居るかと云へば誠に市街を成して居る所に百二百と云ふ譯であつて、我國との貿易關係に於て變化を來しさうな貿易の狀況にも居らぬのである、然らば之を內地に引揚げると云ふ手段を執ることも差支ないでないか、斯う云ふ事を考へます、又土地の接壤の關係と云ふならば、我國の勢力範圍の土地に彼が暴力を加へて來ると云ふ時に當つては其接壤の地に相當の兵備を致して以て、之を防ぐと言ふことこそ當然でありませうが、深く露領の內地に兵を散亂せしめて、さうして吾が忠勇なる兵卒の苦を顧みぬと云ふが如き事は、甚だ私は宜しきを得て居らずと考へる、(拍手起る)又朝鮮人が居ると言ふ、其朝鮮人の居ると云ふことに對しては、朝鮮人の昨今の動作中には甚だ好ましからざるものがある。或は朝鮮獨立の夢を見て居るなどゝ云ふ事がありますが、さりながら我が領土內に於ける朝鮮人ならば、之を引揚げる途が付きませうし、朝鮮人にして露國に籍を移したと云ふ者であるならば、齊しく露國民であるが故に、彼等過激派に手を著けると同じ困難なる意味に於て、之を如何ともすることが出

來ぬ筈であります、然らば朝鮮人の幾分が居ると云ふことの爲めに、兵を存する理由も一向存じないのである、殊に「チエック、スロバック」の救援と云ふことに對して、陸軍大臣の説明せられる所のもの甚だ首尾一貫を缺くものがあります、（大岡議長議長席を退き濱田副議長著席）それは貝加爾以西の方に居る所の「チエック、スロバック」も救援をするかと云へば、是は彼等の自己の責任に任じて如何やうにもするが宜い、此方から少しも救援をしない、彼からこつちに居る者を救援しなければならぬと斯う言はれる、茲に「チエック、スロバック」を救援すると云ふ目的を持たれながら、其居る所の地に依て一方を救援し一方を救援し得ざると云ふ如き關係に至つて居ると云ふことも、一貫したる救援の趣意とは言へぬのであります、それは姑く措きました所が、元來西伯利の今日我が守備を致して居る所の區域は、非常に廣い範圍――約四千哩の間であつて、是は露西亞に長いこと居つた所の「ロシアンデーリーニユース」の主筆、米人「ヴエーズキー」と云ふ人是は餘程長いこと露國に居つて、今尚ほ居る人でありますが、此人の意見の一節を見ると、此露西亞の即ち東部の三州に於ける地方には、約露國人が千八百萬から居る――千八百萬讀しませう――千八百萬から居る、是等の人の中に、曾て彼の地方は露西亞の罪囚の流刑、即ち罪を犯した者極惡人を置く所である、さうして其他殺人罪を犯し、強盜をやり、強姦を爲した如き種類の者も、彼のケレンスキーに依つて放還をした、監獄から放した、此放した所の者が今日の過激派の中心を成して居る、即ち曩に私が茲に質問をした馬賊と同樣なものでないかと云ふことを質したが、果して此人の説に聽いて見ても、斯樣な者が其主腦となつて居る、それへ彼の「エスエル」と稱する社會主義者――政權のみに熱中する所の者が加はつて居る、斯の如くして到底此四千哩からの地方に對し、千八百萬から居る人口に對し、其人口の中過半が既に過激派化して居ると云ふ時に當つて、或は討伐するが如き、或は討伐せざるが如き手段を執つて徒らに日を送つて見た所が、遂に此秩序の恢復を見ると云ふことの出來ないと云ふことは、判り切つて居ると思ふ、然るに秩序恢復することの出來ないのみならず、之が爲めに我日本の軍人が彼等の侮を受くると云ふことも免れないのであります、何故ならば、例へば「イルクック」に居つた所の日本兵が、漸次此方に引揚げる爲めに、此方へ寄つて來るとしますれば、彼等は戰はんと欲して戰ふ能はず、段々彼等は退くのである、決して恐るゝに足らずと云ふ觀念を抱くと云ふことは、無學文盲の彼等に於て免るべからざる事である、現狀既に斯の如くなつて居ると云ふことは、此亞米利加人の彼地に於ける人の意見の一節なるものを、私は紹介に依て承知して居る、（「簡單々々」と呼ふ者あり）此問題は簡單には行かない、然らば今日の如き方針を以て、或は過激派を討伐するでもない、陸軍大臣と外務大臣と、總理大臣との説は、時々多少違ひまするか、主に是は彼が反抗すれば叩くと云ふ位ゐに、陸軍大臣の説を解釋致して、さうして、其他の總理大臣、外務大臣の御説は大體同樣なるものと解釋するの穩當でありませうか、要するに到底此總ての秩序治安を保たれるものではない、其證據に既に昨年から今日の間に兵を出して置きながら、治安が維持されぬのみならず、我理想として居つた所の「オムスク」政府なるものは倒壞して、遂に此過激派の勢力が一層熾になつたと云ふ事實に顧み、尚ほ昨今新しく兵を出さなければ、日本の軍人の立場を維持することは出來ぬと云ふ程の境涯になつて居ることを此説明、此事實に依ても、此西伯利の治安を維持すると云ふことは出來得ないと云ふことは、明かなる事柄であります、（拍手する者あり）殊に昨年以來我が國帑を糜し、今日迄約三億萬圓の金を糜し、尚ほ將來に一億二千萬圓の金を糜し、是は一億二千萬圓は恐らく足らぬことでありませう、さうして之を繼續して、其間には彼等の蠻勇の徒の奇襲を受け、我が忠勇なる國民の最も頼みとすべき所の將卒を失ひ、而して平時に在つては彼等に非常の苦痛を與へ其苦痛をすることも國家の爲めならば格別でありますが、何等の功を奏する目途なく、名義の甚だ正しからざる此場合に於て、我が忠勇なる兵卒を苦めると云ふことは、私共の忍ぶ能はざる所のものである加之西部方面に於ける所の、即ち歐露歐羅巴露西亞の方面に於ては如何になつて居るかと云へば、彼の「レニン」政府の下に在る所の購買組合、英國とは既に物資の交換を始めて居ると云ふことは明かなる事實であります、或は伊太利佛蘭西迄がそこに至つて居るかと云ふことは確言は致しませぬが英國が既に其途を開いて居ると云ふことは、是は蔽ふべからざる事である、何となれば英國其物の食糧、其他の問題、是は英國民の今日にして此物資の供給を受けると受けざるとは、甚しき生存上の關係を持つ境遇になつて居るから、是に於て此途を開きたいと云ふことは最も疑ないと思ふ、而して其「レニン」政府なるものは共産主義を以て、即ち共産主義を實行した土地は悉く引揚げて、さうして小作人に之を作らしめ商業は悉く國有としてさうして經營をさせ、總て國の財産を擧げて國有にして、國民をして之を働かしむると云ふ斯う云ふ方針を執つたものでありまするが、併ながら現今に於てはどうなつて居る、此共産主義と云ふものゝ主義は既に捨てゝ居るではないか、土地の所有權は明かに認めて居るではないか又商業の如きものも共同して之を爲し、利益を平等に分つと云ふことは、當然公平なる理窟のやうであるが、實際其局に當る者に於ては、智識に階梯あり時の境遇に依て違ひ之が自分の物に非ざれば頗る愉快なる觀念を持つて盡すことが出來ない爲めに、是亦其主義は行はれぬことになつて居る「レニン」政府は溫和派の最も忌むべき所の今日の現狀すらも、斯の如き變化を來しさうして我が同盟國の一國は、之と物資の交換をして居るではないか、其下の組合と云ふものとして居る其組合員は「レニン」政府、即ち此常に共産主義を持つた者が多分居ると云ふことは、掩ふべからざる事實である、歐露に於ける狀況既に斯の如くなつて居る、さうして此東露の方面に於ては前申上げる通りである、此時に當つて僅に三萬四萬の兵を彼地に散亂せしめ、秩序を維持することも出來なければ、過激派を討滅する手段も出來ない、其結果殘る所のもの、彼等をして遂に餘計なる日本の兵が居るが爲めに、此地方が意の如く治らぬと云ふが如き觀念を貽すより外、得るものは何も無いのである、斯の如き事を繼續して、我が忠勇なる國民を苦め、我忠勇なる國民ばかりぢやない、兵卒を苦め、さうして彼等を甚だ無殘なる所の境遇に陷れることを顧みないと云ふことは、是は御互國民として忍び能はざる所ではないか、殊に此出兵の宣言から言へば、列國と歩武を齊うして履信を擧げると云ふ英、米、伊、佛、支那、是等と協調をして始めたものが、之が他の列國は何れも兵を引揚げ甚きに至つては、歐露に對して物資の交換を圖ると云ふ事實に至り、又日本の出兵を促し來つた所の米國も「チエック」救援が濟んだならば兵を引揚げると云ふ今日に、日本だけ獨り之に殘つて、此無益なる少しも前途に向つて、方針の立たざる所の事に當らしめ、さうして其費用を國民に強ひると云ふことに至ては國民は私は、到底堪へ得ざるのみならず、獨り堪へざるばかりぢやない、此問題に對して、此協賛を求める點に對して、協賛を與へないことこそ、當然の處置ぢやないかと思ふ、（拍手する者あり）若し「チエック、スロバック」の救援が濟んで、是が最初より救援の目的で行つて居つたことならば、疾くに此救援は濟んで居る救上げて居る、筈である、別に何等か意味を包藏して居つた爲めに、今日まで「チエック、スロバック」と云ふものは彼方へ行つたり、西へ行つて居つて、東に戻らなければならぬと云ふことになつて、又過激派と通じて居ると云ふが如き者が出來て居る、即ち今後に於て即ち此年度内に於て、此「チエック、スロバック」の救援の目的を達するやうに努力をせらるゝと云ふことに至れば、相當の成績は擧るでありませう、或は多少殘るかも知れぬが、殘ると致しても、既に西に居る所の「チエック、スロバック」は救援しない、東に居る部分だけを救援すると云ふならば、其一部分が殘つたが爲めに、一部分に於て日本兵を非常に多く此所に駐めなければならぬと云ふ必要の、存在する筈は無いと思ふ、相當の時期を定めて彼等に通告して、以て救援と彼等自身の働とに依て、速に本國に還らしめると云ふ目的を達する事が出來得なければならぬと私は考へる、斯の如くして而して一旦此問題を打切ると云ふことが、是が政府として私は當然爲さらなければならぬ事と思ふ、（拍手起る）尤も西伯利の問題は唯だ之を引揚げるだけにして、總て解決することが出來得ないと云ふ如き事情も、或は存するかも知れぬ、若し然りとすれば別に、上奏して大詔を發せられ、費用を要するならば、更に國民に費用の協賛を求めらるゝと云ふ手順を執らるゝ事が相當であると思ふ、（拍手起る）必ずしも國民は國家の必要とする所の已むを得ざるものに向つて、協賛を與へぬと云ふ如き國民でないと云ふことは、今更めて申すまでもありませぬ、唯だ今日の如き無方針の間、徒らに國帑を糜し、而して國民を損ずるが如き事は堪へ得ないと云ふのである、（拍手起る）

或は私の考ふる所を以てすれば、是が秩序を維持するやうの目的を達せんとするならば、即ち完全なる政府を拵へ、而して過激派の處分まで致すと云ふことに致しますならば、中々十萬や二十萬の兵を以て露國全體を統一して行くと云ふ如き事は、出來得べき事でありますまいし、又之を爲さすと欲するにしても、若し今日の過激派、即ち西伯利に居る所の過激派なるものは、性質頗る好ましからざる者であつて、其兇暴なる者が中心となつて以て跋扈を致すと云ふことであれば、其害を及ぼすことは、單り日本ばかりに非ず、他の方面にも及んで行くと云ふことは當然でありまするが故に、列國共同の下に、即ち列國協調の上に於て大規模の方針を立て、而して露西亞の秩序を維持すると云ふ手段に出づれば、或は目的を達するのである、事そこに出でずして、姑息なる今日の遣方を以て繼續すると云ふことであつたならば、到底其効を奏することなきのみならず、列國よりも疑はれ――今日既に疑はれて居ると私は思ふのである、現に日本の國民は、兎角戰爭を好む國民であると云ふ如き疑を受けて居ることは、彼の日淸戰爭、日露戰爭等の事よりしても斯の如き想像を懷かるるのである、殊に現内閣の如きは曩には藩閥打破を企て、次には軍閥の彼等と提携し、(「大隈内閣の時はどうだ」と呼ふ者あり)寺内内閣即ち軍閥内閣を援けた、斯の如き變遷の歷史を持つて居らるゝ内閣に於ては、斯の如き場合に於て、兎角外國人の疑を受くると云ふ事は免る可からざる境遇に御立ちになつて居るのである、然らば今日の内閣としては、是等の誤解を避ける爲めにも、成るべく誤解を避けまするやうな手段を御執りなさることが必要である、其必要の時に當つて、斯の如き目的も無き事柄に向つて徒らに國費を糜し、而して困難を重ねて行くと云ふ事は何の必要があるか、實に分らない事も此に至りては極れりである、(拍手起る)然らば露國の將來が大規模の下に於て、此目的を完全ならしむることが出來ぬとするならば、又一の方法がありませう、惟ふに今日の東淸鐵道の如きは、既に機關車も又車輛も、總て奥の方面に使用することになつて、今日は恐らく運輸の途も絶つて居るのである、併ながら是等は或勢力範圍を保護する上から言うても、支那の安全を維持する上から言うても、又露國民の今日の過激派其他に對して、物資の供給を要する點から見ましても、此線路の如きは、速に運轉を始めるやうにすると云ふことが必要なる事でありませう、然らば此東淸鐵道の範圍に守備兵を置いて、さうして一方より侵入する所の過激派の暴擧を防ぎ、一方に於て勢力範圍の安全を圖り、又一方に於て、露國民に甚しき不快の念を懷かしむるやうな事の無いやうな所置を執ると云ふ手段も、亦一の策でありませう、斯の如き手段を講ずるの必要ありとすれば、別に手段を改めて今申上ぐることの如く大正七年八月の宣言に對するものは、一遍明かに打切つてしまつて、更に新しき計畫の下に、或は　大詔を仰ぎ、或は國民の協贊を求むる等の手段に出でらるゝことが當然であらうと思ふのである、既に政府自ら撤兵を宣言することを求めたいのでありますが、言を左右に託して、理由もなくして而して此撤兵の時期を明かに言はぬと云ふ今日に至りましては已むことを得ず此協贊の任に在る吾々が、必要なる要用を殘して、他を削ると云ふことの手段に出づると云ふことは當然の事である、又已むを得ぬ事である、(拍手起る)此經費は一億二千萬圓は本年四月以後に於て求めまするものでありますから、一億二千萬圓全部削つても宜いかも知れませぬが、或は此兵を引揚ぐる所の費用、或は今日までの行掛上、始末を著ける等に就て多少の餘裕を存する必要ありと存じますから、故らに其中二千萬圓を殘し――一億二千萬圓の内二千萬圓を殘し、而して一億萬圓を削除すると云ふことに對して、私は贊成する者であります、(拍手起る)此事たるや列國の感想の中に大關係を持ち、又我國の將來に對して由々しき關係を持つ事であります、今日までの事柄は寺内内閣以來一大失敗を繼續し、今尙ほ其失敗を改めると云ふことの手段に出づることを頗る躊躇なさる、洵に御氣の毒と云へば御氣の毒の狀況でありますが、國民の怨嗟の聲は益々高くなり、現内閣の爲めに其不利益を增加しつゝあると云ふことは、明かに玆に申上げて置かなければならぬのであります、(拍手起る)

〔濱田副議長議長席を退き大岡議長復席〕

即ち三土君の御說を排し、濱口君の修正說に贊成する所の大要を述べ了つたのであります(拍手起る)

〔「議會が濟んだら草鞋掛で旅行して來い」「五時半默れ」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　時間の延長を宣言致して置きます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「今更撤兵が出來るか」「何を駄言を言うて居る」「五時半好い加減にしろ」「五時半の元氣が貴様等にあるか」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　靜肅に――兒玉右二君。

〔兒玉右二君登壇、拍手起る〕

○兒玉右二君　政治の事には私共甚だ後輩でありますけれども、聊か思ふ事を卒直に申して見たいと思つて居ります、先刻政友會の三土君の御演說に失言の點がありまして、私共普通選擧に贊成して居る者は、少からず嫌な感じを持つたのであります、さりながら實に政治の事は、朝に夕を謀られぬものと見えまして、憲政會の三木君でありましたか、緊急動議を提出さるゝと、其決議には確に多數の起立があつたと思つて、心丈夫に普通選擧の前途を祝福したものであります、洵に世の中には煽動政治家の多いことを喜んだものであります、さりながら二十七議會には、政友會諸君の中から多數の煽動政治家が現れ、現に菅原君も居られる、望月君も、中村君も、其の他まだ中々えらい方が――中村君は居られなかつたですが、兎に角名前の一人位は違つても、兎に角大多數の贊成者が居られた、(「贊成するから心配するな」と呼ふ者あり)勿論純理論の上に於て、政友會諸君一人の反對者無きことを信じて居ります其行掛と感情を抛つただけの、勇氣の無きことも信じて居ります、私共は現在の此政治の上に於て、吾吾が當に爲すべき途、當に執るべき途は此の普通選擧を措いて他に無いと信ずる、故に此の大豫算に對しても、普通選擧の根柢となるべき近かるべき豫算に贊成せんと、私共は心窃に期して居るのである、私が政友會の此の修正にまでも贊成をする其の理由は、此に在るのであります、私は少し齒を痛めました爲めに、甚だ私の言ふことが不明瞭であるかも知れませぬどうぞ宜しく……(「能う分りました」「謹聽」と呼ふ者あり)私は唯今政友會の先輩片岡直溫君の御演說を……(笑聲起り「政友會に非ず」と呼ふ者あり)是位の事を諸君は御笑になつては、甚だ可笑しい、憲政會の領袖片岡直溫君の御演說を聽いて、洵に御同感に堪へざる所もあり、又甚だ怪訝に堪へざる所もあるのであります、私は勞働問題の事柄に就ては願くば普通選擧を行はれて、而して後に勞働問題の解決をして貰ひたいと思つて居る者であります、中々時間に關係を有つて居る人などに勞働問題の解決などは、思ひ寄らぬ事であると思ふのであります、(拍手起る)故に勞働問題の如きは、時間の關係者の口より仰々しく言ひ立てゝ貰ふことは私は國民が甚だ不愉快に思ふと思ふのであります、隨て私共が此大豫算に贊成をする其根柢は、殊に我新政會が大豫算に贊成をする關係は、寺内内閣の時に積極的の出兵に贊成をしたと云ふ歷史に依つて、之に贊成するも亦國防の一であります(「のう〳〵」と呼ふ者あり)又吾々が此積極的の出兵を鼓吹するときには、憲政會の諸君も之に呼號して、大に積極的の出兵を稱贊せられ、而して此外交調査會に居る其時の原敬君、或は犬養毅君などに、極力反對されたと云ふことも確かな事實であります、私共は今日の其總ての問題の時に於て、米國の提議である七千と云ふものに對して、我國より七萬三千の兵を出したと云ふことを、之を外交の見地より判斷すると云ふことは頗る誤つて居らぬかと思ふのであります、戰は勝に在る、敵の情勢を見、敵に對する對抗の次第に依て、其時に於て私共は勝敗の決に依て之を行ふものである、何も過激派を敵なりと云ふ其心術に反對をする程、我が衆議院は過激派化して居るものでなからうと私は思ふ、私は今諸氏の御議論を承つて、其大要を摘んで玆に申しますれば、政府は常に與國協調の必要を口にして居るけれども、英米は西伯利より撤兵をし、我軍獨り殘留して、露國上下の憤怒を買うて居るが云々と云ふやうなことは、是は大に議論のある所であらうと思ひます、さりながら私共は英吉利が此協調の爲めに撤兵したと云ふやうなことは、是は遠隔の地であつて、本當に西伯利問題に、精神的に力を與國の爲めに盡したものでないと云ふことは「タイムス」にも書いてあります、又亞米利加が七千の撤兵をすると云ふことも、是は亞米利加が墨西哥に臨み「アルバサ」の鐵道に極力力を用ゐると云ふ其の道理から考へて見て、亞米利加が此西伯利問題に極力力を注いで居ると云ふことは、吾々は信じられないのであります、私共が本當に與國協調の實を擧げやうと致しましても、私共が眞實に西伯利問題を解決しやうと思つても、中々米國や英國を頼みにして、此協調の實を擧げ本當に對西伯利政策を定めると云ふ譯には參らぬのであります、

私共は之に就て、頂に明治三十九年頃に行はれた自守的外交の根本義の政策を執つて、我帝國自衞の爲めに、西伯利政策が行はれると云ふことが本當であらうと思ふのであります、私は墨西哥に對する亞米利加の彼の「アルバサ」の鐵道には、亞米利加は多大の兵力を用ゐ、多大の費用を用ゐ、交通運輸の利益を無視して、此鐵道を保護すると云ふことは、取りも直さず我が日本帝國が西伯利の鐵道に渾身の力を入れ、凡ての物をそれに注入すると同一の議論でなければならぬと思ふのであります、出兵の最初の十倍の増加は、是は昨年確か憲政會の望月小太郎君の御質問もありました、彼の「クラホースキ」と云ふ處に敵兵が充滿して居る時に「サバイカル」の交叉點に向つて、我が日本が此交叉點を早く占領しなければいかぬと云ふのが作戰計畫の一であつた、烏蘇里の過激派軍を擊攘しなければならぬと云ふことも、兵を早く遣ると云ふ急務の一でありました、私共は成程外交の見地より觀るときには、是は主義と戰ふと云ふやうな問題も起るし、又唯今片岡君の御說のやうな、さう云ふやうな御議論もあるでございませうが、併し中々亞米利加の過激派の、所謂「ボルシエーヴイズム」とか或は「レット」とか、さう云ふやうな主義の人ではない、侵略の人であります現に「キヤフタ」より「イルクーツク」に入り張家口に今侵入せんとしつゝあるのであります、又天山南路より伊犁新疆の方に向つて侵入の歩を進めつゝあるのであります、私共は之を唯々主義の上から解釋し、又は理想の上から解釋すると云ふやうな、さう云ふ新しかつた最近の學說の如き大學教授の如き見地には立たずして、眞に日本帝國及黃色人種の運命を如何にするかと云ふのが、最大急務ではなからうかと思ふのであります、度々政府は西伯利方針を變へると云ふ御議論すらありました、此事に就ては我が新政會の松永君なども斯う云ふ御議論を持つて居られる、先刻の片岡君の御議論に、往々にして小永井分科會で言つた其儘の御說もあるやうに思うて居りました、でありますが、當初は彼の「ザバイカル」の交叉點には獨墺の兵力約十三萬─過激派と想ふべき其多數の兵が居る、此兵力に對して亞米利加七千の協調があると云ふ名の下に、同一の七千を以て戰ふ、是は實に拙劣なる事と思ふ、多數の敵に向つて既に戰を開く以上は、外交の文書の上に於て、確に七千でありましても、其戰ふ力に於て本當の力を以て戰はなければならぬと云ふことは、識者を俟ずとも明なる事であらうと思ふのであります、元來出兵などと云ふことは、勿論兵隊を陳列すると云ふ意味ではないのでありまするから、此兵が眞に戰ふ、眞に國事の爲に盡すと云ふ其意味であるとするならば、米國撤兵の跡始末に對しても、相當の始末を着けなければならぬと云ふことは、是は當然のことであります、又外國人の援助を受けるが如き國民は、それは實に信義の無き國民で、與ふるに足らぬものである、之を援けるのは、日本の大不利益であると云ふ風な御議論もございますけれども、私共が惟ふのには、朝鮮人或は滿蒙の人──此滿蒙の人達の今の文化の程度では、少しは北歐羅巴の空氣に觸れて居る所の過激派の爲に蹂躙せらるゝものである、黃色人種の運命も亦此一擧に繫つて、實に危いものであると云ふ私共は感じを持ちます、諸君の御考は如何でありまするか存じませぬが、私共は左樣に思ふのであります、故に吾々が本當に西伯利在住の居留民、或は二百五十萬に餘る朝鮮人を保護すると云ふことは、啻に西伯利を保護するのみならず、接壤の地を經て滿蒙に居る所の我が日本帝國の多數の同胞、多大の費用を投じて居る事業の計畫を助けると云ふ、茲に偉大の力を持たなければならぬものと思ひます（拍手起る）諸君は如何御考へであるか、存じませぬが私は此日本帝國の力を眞に鞏固ならしむるには、滿蒙の地盤を堅實に建設しなければ、日本國は危いと思ふのであります（拍手起る）滿蒙の將來は──斯樣な事を云ふことは宜しくないかも知れませぬが、日露戰爭に於ける日本の本當の勝利は、北滿に於ける凡ての軍需品の充實であつたと云ふことは、是は軍事專門家の各々唱道する所である、私共は滿蒙に於ける日本がどん〳〵注入する其資本を擁護し、滿蒙に於ける日本の將來の建設と云ふと語弊がありませうが、滿蒙に於ける日本の平和的の設備を充實せしむると云ふ此一事を除いて、日本帝國の外交或は食糧問題の解決は到底爲し得られぬものと信ずる者であります（拍手起る）私は眞實に滿蒙の根本義の解決を爲すと云ふことに對して對支放資の中から滿蒙除外が現內閣に於て行はれたと云ふ事に就て、非常に敬意を表した者であります其次には現代の戰爭と云ふ事に就て、國民黨の先蹤鈴木君より御議論がございました、私も矢張り此御議論にも多大の同感を持つ者であります、去りながら民主主義の共和國が、將來一國としての其對手國であると云ふことは、どうしても贊成は出來ないのであります、又現代の戰爭の意義は、軍人と軍人とであつて、一國のみで戰が出來るものではない、即ち社會の分擔組織、人力と物資との全力に依つて、是は戰の出來るものである、是は何れの國も昔から恐らくはさう云ふ事であらうと思ふ、決して世界改造の說に依ては此事が新たに行はれたものではなからうと思ふ、私共は鈴木君の驥尾に附して同じく改造を唱へて居る者でありまするが、去りながら訓練されざる兵隊を以て戰ふべし、其兵隊を突發的に國民之を處理すると云ふやうな議論は、甚だ不徹底な議論であると思ふ（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）又戰爭の方法が變つて居る、戰爭の方法、即ち武器が進步して居る、或は飛行機が出來たと云ふやうな事是も勿論其通りであります、其通りでありまするが戰爭の方法が進步したと云ふ事は、戰爭の絕滅を意味するものではないと云ふ事も明かなる事であります、私はいやに灰かつたことを申しまするが、彼の有名な「ビリユーストン」大學の國際法の教授なる「デラウン」先生が、英國の今回の戰爭の動機を論評した其の論評の一節の中に、實に學者の議論位ゐ危險なものはない、今回の世界大戰爭の動機は、是は「ノルマンエンゼル」即ち英國の大學者、平和論者の彼の「ノルマン、エンゼル」の爲せる平和論から、今日の世界大戰爭が起つたものだと論評して居ります、此「ノルマン、エンゼル」の平和論は確か早稻田の安部磯雄君が飜譯して出版して居るやうに思ひます、斯樣な一人の平和論より世界の大戰爭を惹起したと云ふ如き、私は此平和は實に好愛すべき事でありますけれども、權威なき平和は、一の奴隸的の平和であつて、眞の平和に到達すべき途は、國民最善の努力と其訓練の力に依つて、社會の平和が一定して、其秩序の安寧の上に立つ所の人心の眞價、社會的の自覺が本當の平和であると私は思ふのである（「ひや〳〵」「其通り」と呼ふ者あり）現に此頃死なれた米國の「ルーズヴエルト」君も、此國際聯盟の出來る時には少數强國の聯盟と云ふことを、初は極力說いて居つたのであります、即ち「コンサード、オブ、パツース」と云ふ其昔に立還るべく「ルーズヴエルト」は極力此國際聯盟を提案して居つたのであります、斯の如く私共は現代の有樣は民族の自決にあらずして、勢力の自決なりと思ふが故に、眞の平和が到達するの其日は、中々悠久なるものであると私は思ひます、國際聯盟の第八條には「聯盟國は平和維持の爲には其軍備を國の安全及國際義務を協同動作を以てする强制に支障なき最低限度迄縮少するの必要あることを承認す」と明かに第八條に書いてあります、是が先づ現代に於ける國防の正しき解釋と見て差支なからうと思ふ、此條約が維也納戰後の「神聖同盟」の如きものであり、或は「ヘーゲル」の平和會議の如きものでありますならば兎も角も、兎に角協同動作に依る强制と云ふ以上は、國と國との戰爭を、國際聯盟は明かに認めて居ります、此時に於て吾々の我日本帝國の將來は如何に成行くかと云ふことは、吾々微力なものでも、大に心を痛めなければならぬと思ふ私は現在の日本帝國の有樣は勿論軍閥官僚が之に禍をしたこともありませう、或は「ミリタリズム」で之に向つて多大の日本の帝國の國策の上に禍したこともありませう、さりながら此日本帝國の將來は、段々何れの國を見ても、日本を排斥する聲は高く今日何を以て我日本人の獨立の天地を求めるかと、云へばどうしても滿蒙を其根據としなければならぬと私は思うて居る、亞米利加は既に我日本帝國を排斥し加奈陀も日本帝國を排斥し、比律賓或は海峽殖民地に行つても、濠太利に行つても、何處へ行つても我日本人は排斥を受けて居る甚しきに至つては、避暑地に行くと、日本人が裸になれば、外國人が皆衣服を著て逃げて行くと云ふ位ゐ侮辱的の排斥を受けて居るのであります、（「君の演說のやうだ」と呼ふ者あり）私共は斯樣な今日に於て、我日本の國を建つる其基礎を滿蒙に置くと云ふことは、私の議論が假りに善いとして、而して其前に立つ西伯利の問題は是は國民と共に大に攻究しなければならぬ事である彼が過激派主義であると云ふ爲めに、之に反對する事は出來ぬなどゝ云ふ事は、是は思はざるの甚しき愚論であると私は斷言するものであります、現に亞米利加が西伯利から撤兵した、或は彼は民族自決を唱へて居ると、斯樣に申しますけれども、彼は「テキサス」にも「ニユーメキシコ」にも、玖馬にも、布哇にも、比律賓にも、其領土を獲得して居ります、昨日の新聞にありました「サタデー、レビユー」に其亞米利

方人を評する伊[illegible]の批評の一節に、伊[illegible]西人は米[illegible]を野蠻人だと極力批評して居る、善く言へば子供で、惡く言へば野蠻人の如きものであると批評して居ります、其最後に、伊國西人は亞米利加の軍隊の爲めに、えらい重荷を負ふて、非常なる迷惑をしたと書いてあります、私共は、諸名士が、西伯利に出兵をした亞米利加の行動を、或は協調と呼び、或は同數の兵と言はれるけれども、是は恐らくは外交と軍事の行動を混同したものであつて、亞米利加の共兵力の現狀に眞に詳しき者は、斯の如き事は申さなからうと思ひます、米國の現狀も既に賢明なる諸君は皆な御承知の事である 亞米利加の我日本帝國に對する態度も、皆な御承知の事である、此時に於て米國の執るべき手段が、日には帝國主義を排斥し、日本の「ミリタリズム」に反對するやうな顏をして暗に經濟的の帝國主義の發展に腐心をして、或は支那に或は墨西哥に、或は印度に、或は蘭領印度に、亞米利加の勢力を伸ばして居る、亞米利加の經濟的の帝國主義の發展には吾々之に深く注意を拂はなければならぬと思ふのであります(「ひや／＼」「アーメン」と呼ぶ者あり) 私は軍備を持つて居る、武器を持つて居る諸種の敵よりも、我日本の如き經濟的の實力の本當に發展をせざる現狀に對しては、此亞米利加の如き經濟的帝國主義の頗る發達し侵略し來ると云ふ事は實に恐れても尙餘りある事であると思ひます、私共は(「君は何を言ふて居るのか、今は豫算會議でせう」と呼ぶ者あり)平凡な豫算は論じませぬ(「謹聽」「今は討論だよ」と呼ぶ者あり)私は憲政會の諸先輩の中より、此西伯利の出兵を勅語に背いて居ると云ふやうな御議論も承りました、是なども私共は矢張多少愼重に總ての意見を立てなければならぬことゝ思ひます、陸海軍に對する 陛下の詔の一節の中に「朕今獨逸國ト和ヲ講シ列國ト此慶ヲ同クス顧フニ帝國ノ光榮ト我カ軍ノ名譽トハ更ニ汝等カ責務ノ重キヲ加ヘ國家ノ發展實ニ汝等ノ努力ニ待ツモノ多シ矧ヤ他ノ方面ニ在リテハ未タ遽ニ班師ヲ容サヽルモノアルヲヤ」と云ふ勅語を拜するのであります、私共は現代の西伯利の現狀は、未だ遽に班師を容さゞるものありと云ふことを斷言するに憚からぬ者であります、唯々政略の爲に、或は權勢の爲に、或は政權の爭奪の爲に、往々にして外國に在る兵を取還したと云ふことは、英國の歷史にもあります、埃及の軍を撤したこともある、或は「トランスハール」の兵を撤すべく政略的に反對した政黨もあります、さりながら我日本現代の國情から、此滿蒙の施設を本當に堅固にして、此上に立つ數多の施設が、我日本帝國の大發展でありとするならば、其接壤地以外に立つて其兵力を以て將來の西伯利の安固滿蒙人の安固、滿蒙人の安固を圖ると云ふことは、金錢の計算打算以外に必ずしなければならぬ、又我日本帝國の大使命であると私は思ひます、(「拍手起る」「うまい／＼」と呼ぶ者あり) 私の所說に向つて或は諸君は御笑ひになるかも知らぬ、私は衷心より之を思ふ者であります、私共は此將來の總ての方針、總ての事柄に立つて薄つぺらな日本帝國の其考を持つて、日本人の其施設が若し十年を經てば直ちに其事の了ると云ふやうな事柄でなくして、鈴木梅四郎君の云はれたやうな寧ろ大豫算を立つて大設計の下に其世界改造の第一步に、踏出すことを、私共は衷心より之を希望致しまするけれども、矢張政府には政府として相當の施設があり、相當の順序がある、又陸軍に對する計畫に就ては、今兵を廢めて直ぐ兵を拵へる、左樣な一夜作りの兵を以て、而して戰爭の其大局に勝利を占めやうなどと云ふことは、思はざるも甚しきものであります、私共は本當に將來の日本の國家を愛する者は、此滿蒙を中心とする其計畫の上に、而して此一種の移民集中政策なるものが、御承知の故小村外務大臣の時に出來たものでありまして、此方針に進むならば、亞米利加は勿論、世界列國一人の之に異議を唱ふる者なきが故に、此設備に對する豫算、此設備に對する軍事行動に對しては、吾々は滿腹の熱心を以て之を贊同するに吝ならぬ者であると思ふのであります(拍手起る)更に海軍の擴張は頗る事理公明、消極的制海權の樹立と外國人が此豫算を賞讃したのであります、私共は眞に帝國自衞の國策であると思ひます、此點は私が何か阿ねるやうでありまするけれども、此點は內閣の誇りではなからうかと察せられる、即ち內閣の一致結合を圖るものでありまして、陸海軍の一致結合の鞏固なると云ふことに對しては、國民も亦此軍事の施設、軍事の計畫に安んじて、之を信頼するに十分であると私は思ふのであります、我新政會の中にも色々希望を有つて居らるゝ方があります、嘗て寺內內閣は生活問題のために倒れた、其後を襲うて生れた原內閣が、物價調節に腐心せらるると云ふことは、是は當然の事である縱令通貨膨脹が物價の主たる原因であらうがなからうが、通貨の數量說が經濟的の空想であらうがあるまいが、通貨を收縮して利子を引上げると云ふことが信用の制を收縮すると云ふ事にならうがなるまいが、眞に國民の中には、已れは食へぬと叫ぶ國民は澤山居ります、又國民の實際の叫は、斯くの如くに米が高くなつては困ると云ふ叫は、私共が眞實の叫として聞くことの出來るものであります、此原內閣が民本的に確立した、此政黨內閣を取つて而して國民の要望である活きた人間に向つて、物價調節の根本義を示されると云ふ事は當然であらうと云ふのも我新政會の希望の一つであります、又中產階級以上の負擔に屬する直接國税が國費の三割一分を占め、殘りの六割九分が貧富共通の消費税にもなるにも拘らず、中產階級以下の要求、即ち生活問題に對する根本的の施政が無いと云ふことは、甚だ遺憾であると云ふ事も、是亦新政會の希望の一つであります、唯々此時に於て國防計畫に對する增税の諸案を見るに、其徵税の方法は頗る社會政策が加味して居る、現に增税案の委員長である武藤君は是は普通選擧の前提なりとまで叫ばるのと云ふことに向つては、吾々は此國防計畫の大部分である其增税の手段は、貧富共通の爲になる利益のあるものである「ルーズベルト」が第一次の時に、此「トラスト」に極力反對して居りながら、尙ほ所得收額の其「パーセンテージ」を上ぼすことが出來なかつた事を、原內閣が之を斷行したと云ふことに向つては、是は贊成しなければならぬと云ふ議論も、亦新政會の議論であります(拍手起る)要するに申すまでもなく政治は國利民福を土臺とする以上は、私共は此經濟の方面から論じても、日本をして世界に於ける爲替決濟の市場たらしむると云ふ事が、窮極の目的でなければならぬと思ふのであります、私共は日本をして世界の平和の宮殿たらしむる云ふことが、日本人民の平和的觀念でなければならぬと云ふのであります、之に就ては或は粗製濫造の商品を防ぐと云ふことも、政府の深き注意を入れなければならぬ事でもありませう或は實業家の人格を高めて、眞に世界に對立する實業家の人格を益々養成しなければならぬと云ふ事も必要でありませう、又平等には差別が伴ふて居ると同時に、差別の中には平等が存すると云ふ觀念より此有色人種の教育を向上すると云ふことが、我帝國の[illegible]であると思はなければならぬのであります、又小川君が增税に贊成の時に、其一[illegible]を洩して居りまするが「各省豫算の見積方法は[illegible]いて居る而かも事實に遠かるものが少なくない、政府は將來の豫算編成に際しては、之を改められん事を望む」と云ふことも、新政會の希望條件の一つであります又昨日濱田君の立派の御說明を拜聽しました、其一節の中にも、何でも憲政會は現內閣を御信用を更になさらぬ、隨つて近々に新しい內閣も、新しい政府も出來るやうな御話もありました、又片岡君の御話を聽けば、政府は信用するけれども、どうも內閣は信用は出來ぬ、是は御尤でありませう(笑聲起る)時に或る大財政家の如き、一人が私に申しまするには「我國財政計畫の實體に徵するに、政府の信用乏しく、金融逼縮して、公債の募集意の如くならざる時は、當局者は必ず豫算編成に節約を旨とし、非募債主義の下に、公債支辨の事業費を整理し、以て財政は緊縮を謀ると雖も、一旦金融緩慢を告げ、公債の發行困難ならざるに至るや、非募債主義は直ちに一擲せられて、遽に募債を慎みたる反動として、公債財源の事業費は陸續歲計上に現出し來り、遂に財政計畫の實行を困難ならしむるに至る」云々と云ふ是は何所からか斯う云ふ天の聲として忠告がありました是は私は濱口君の言はれた近く出來る內閣に向つて此警告をするが必要と思ひます、要するに我新政會は今日の時局に鑑み、而して唯々空論を以て政務を澁滯せしむる、即ち片岡君と御同論でありまして、其政府を認めることの最も急なるが故に、今日の時局最も國防の急を憂へ、其國防の根本義を誤らざるは、最も政治家としての盡すべき態度であつて此態度を外れて日本帝國の安固は期し難いと思ふ、故に此大豫算に贊成する、併せて政友會の豫算に贊成するものであります、(拍手起る)

○議長(大岡育造君)　柏原文太郎君。

〔柏原文太郎君登壇、拍手起る〕

○柏原文太郎君　私は鈴木君の修正案に贊成を致しまして、之に反對する說に反對をするのであります唯今兒玉君の御說の中に、何か鈴木君の提案は兵の訓練でもしない風の御解釋になつて居るやうでありますが、鈴木君は決してさうではないのであります政府に於ても、當局者に於ても、既に其計畫があ

り、其希望のある改革をするやうにと、軍政の上に改革をするやうにと云ふ意味に外ならぬのであります、此騎兵の年限短縮と云ふやうなることは、當局者も既に計畫をして居る、之を實行するやうに、又兵役の短縮と云ふことも研究して居る、又實際の戰續に徵して、是は出來得る事である、斯う云ふので之を實行すると云ふことである、別に兵の訓練を怠ると云ふやうな事は決して無いのであります、併ながら唯々玆に見逃し難い事は、此度の國防の計畫は政友會內閣に於きまして四大政綱の一、而かも是が今年上ぼつて居る此國防計畫に就きましては、私共は國防其ものに就ては、どうか充實させたい、決して國防を忽せにするものではございませぬ、それ故に我國にかて眞に缺陷ありと認めて居りまする海軍の計畫に於きましては、全然同意を表して居るものであります、併ながら此陸軍の計畫中に於きまして稍々要を得ないものがあるのであります、それは何であるかと云ふと、此朝鮮の定員の增加並に此完成期の繰上げ、此二つの事であります、此二つの事に就きましては、豫算の分科會に於きましても、總會に於きましても、質問がありました、陸軍大臣の答へる所に依りまする云ふと、どうも是は增加を繰上げをしなければならぬ、濱口君の言ふ所とは少し違つて居ります、此所に斯う何がございますか、要す、に內地から兵を移して行けば師團の教育、動員の計畫の上から、編制に多少の困難を來して忍び難い、斯う云ふやうなことであります、此所です、之が政府の趣意であれば、私共は頗る裕なる御計畫をしたのではないかと考へる、軍事當局者の軍事要員の增加を計ると云ふ、とは、是れは固よりであります、信ながら此の度の朝鮮の增兵のことは、是れは唯々聞いて居けないことである、是れは師團の增設になるやうな傾があるのであります即ち兵の增加すると云ふ、其の增加は一年切りではないのである、十二個大隊と云ふ即ち一師團――一師團を永久に增すと云ふことになります、即ち增師である、吾々は增師二個師團問題に就ては徵會を賭して爭つたのである、それ故に此度の增師に就きましても、眞に國家已むを得ざることであれば忍びまするけれども、忍び得るに之を忍ぶと云ふことは、どうしても出來ないのであります、故に內地より兵を移すと云ふことは、若し之が不可能であると云ふことであれば、他の土地への出兵は全然不可能の譯であります、西伯利までも出兵して居る此際に、朝鮮の事も一時的でなければならぬ、永久的に斯の如き分散配置をして置く必要は無い、一時的のものであるのに此出兵をすることが出來ない、それが教育に大分關係あると云ふことは、何とも請取れませぬ、此朝鮮へ兵を新に增すと云ふことも、矢張日本人を增すのである、日本人を增すのであれば、其兵も矢張不完全なる教育をされてはいかぬのであります、所が師團に於て、師團の中を拔いて朝鮮へやると云ふことであれば、多少の非教育兵をやることが出來る、さうすれば朝鮮へ行つてからの缺陷も幾らか補ひます所が朝鮮へ唯だ其儘やつたと云ふことにしますれば是こそ却て教育上に困難を來しはせぬかと思ふ、又斯の如き手段を以て兵を增すと云ふやうなことになりますと云ふと、此一つの先例を作りまするど、將來甚だ不完全なる兵が幾つも出來るやうになりはせぬか(拍手起る)一部の所の兵を外へ遣つて、足らなくなるから之を又增す、斯う云ふやうな事は軍の編制の上に餘り好ましからぬ事であらうと思ひます此度編制替を致しました、詰り此砲兵、工兵、輜重兵等の編制替であります、編制替を致しました一つの理由は、確かに九中隊編制にしなければならぬ、即ち統一をしなければならぬと云ふ事が、一つの理由になつて居るのであります、此事に於きましては實は充實統一以外には、兵を殖やすことは如何なものであらうと私共考へるのでありますが、それは兎も角も斯の如くにして一方には兵の統一を期する、師團と云ふやうなもので統一を期するものに、不規則なる兵を玆に新に作ると云ふことは何事である、それ程日本の陸軍には大缺陷あるのであらうかどうか、斯う云ふことが私共は朝鮮の十二個大隊の增加並に完成期の繰上に反對する理由であります、金額は誠に少い金額でありますが、意味は重要なる意味があるのであります、それから私共は朝鮮に兵員增加の必要は認めて居ります、それ故に此輸送費は其儘に存して置く、之を取つてしまひ、又臨時費を皆な取つてしまうと云ふことになりますると、是は兵を遣らないでも宜いと云ふことになります、增加の必要は私共認めまして、當局者にもう一つ奮發して是だけの大擴張をするのであるから、此位の所は御辛棒なすつた方が宜からう、斯う云ふ事を忠告する者であります(「ひや／＼」と呼ぶ者あり)それからもう一つは、馬政の育成費の中で、多少の輕減を致してあります、併し之にも異議のある事であります實は度々私共其時に臨んで、馬政の事に就ては忠告を加へましたけれども、どうしても之を採用しないそれ故に此度は已むを得ず私共の理想を實現する爲めに、此費用を削つたのであります、それは何故であるか、日本の馬政即ち日本の產馬事業は、遲々として進まない、此樣な事であつては、有事の日に於て洵に憂ふべき事であります、當局者も之を認めて居ります、然るにどうしても、一方にはそれを認めて居りながら、之を開放することをしないのである共道に經驗ある人は夙に知つて居る事でありませう幼馬を飼ふと云ふ事は、集合をして飼ふと云ふことよりは、寧ろ個々に飼ふ、成るべく少數のものを飼ふ、或は一頭二頭と云ふ少數なものを飼ふことは、多數を集合して飼ふよりは、非常に育馬上に都合の宜い事で、馬の爲めに宜いのであります、此幼駒――小さい馬を陸軍で飼つて。其爲めにどう云ふ事かと云ふと、殆ど六億萬坪の土地を使ひ、澤山の金を使つて居ると云ふ事は、何事であるか(拍手起る)若し此幼馬を飼つて、之を外でなければ軍用にする事が出來ないと云ふことであれば、日本の軍馬を補充する途は無いと云ふことになるのであります、(拍手起る)有事の日に當つて、さう幼馬から使ふ事が出來ますか、有事の日には必ず壯馬を使はなければならぬ、それ故に育成所の內に於ても、壯馬と幼馬とは殆んど之を半數宛飼ふのであります、故に平生壯馬を使ふと云ふ方針を取つて、須らく此幼馬と云ふものを民間の事業に委ねる、さうして日本の產馬事業を奬勵する、又日本の馬を軍用にすると云ふやうに能く馴らす、其條件を民間に傳へて、民間の有馬家に其途を得せしむると云ふことが、日本の國防の上に必要な事であらうと考へます、(拍手起る)此見地から吾々は此育馬、育成費の五十萬圓と云ふ金は甚だ少いのでありますが、日本の國防を國民的國防、私の方で言ひますと民衆化する、即ち擧國一致でやると云ふ、斯う云ふ主義を眞に實行する、此事に就ては產馬事業の如きものは最も捷徑でありますに依つて、此早途から之に掛かる、斯う云ふ方針で之を削つたのであります、此樣なる事は洵に分り切つたる事である、然るに此樣な事にまで政府が同意せぬと云ふやうな事になりますと、動もすると此度の國防案の中に於て、最も意義ありと認められます所の要塞の建設迄も拒まれるやうになるのである如何に飛行機が出來て來た所が對外要塞の必要の無いと云ふことは、どうしても軍事の方の人があればそんな議論は唱へられぬだらうと思ひます、所が是は幾らか餘裕があると云ふやうな計畫の是は一つの副產物ではないかと思はれます、それ故に增税までして、而も此大豫算の中に於て、本年は僅に一億萬圓に近い九千九百九十萬と云ふものでありますけれども、此大體を見まするど殆ど日本の豫算の半分は國防費であります、殊に三土君の言はるゝ通り、十三億五千萬圓と云ふ大豫算を前途に控へて居る、國防費に於ては成るべく透明にして、已むを得ざるものゝ外は要求しない、斯う云ふ態度を以て政府は臨んで戴きたいと思ひます、然る所どうも陸軍海軍の權衡と云ふやうな事が動もするとあるやうな點が見える、國防はどうしても打つて一丸とする、外の事とは違ふ、陸軍が之を擴張すれば、それと釣合つて海軍が之を擴張すると云ふやうな事は、餘り宜しくない事と思ひます、それ故に海軍の擴張を非常に要すると云ふ際には、成べく陸軍の方は出來るだけ我慢をして、さうして相助けると云ふ方針にしたいと考へるのであります、勿論其他の事に就ても、臨時軍事費等に就きましては色々御議論がありませう、私共は唯だ臨時軍事費其ものに就て彼是の事は申しませぬが兎に角此臨時軍事費なるものは重大なる責任を含んで居る費用であると云ふことを一言致して之に協賛を與へます(拍手起る)それから教育の費用、教育上に於ても非常なる大經綸があつて、之を行はれたと云ふやうな三土君の御說でありました、是は一應は御尤である、御尤でございますが、是は各々立場を違へて居る故か知りませぬが、此議會に於ては、滿場一致の意見を政府が行つたと云ふことにしかならぬ、各派纏つて建議案を出して、其意を採つて政府が實行したと云ふに過ぎぬのでありますそれからまだ／＼是位で滿足して貰つては困るのである現に政府の誇として居ります學制問題實施の始末はどうであるか色々なまだ破綻があります、又義務教育の補助の如きものも、是位の程度では濟まぬと思ふ、國民はもう少し之を要求するであらうと考へます、(拍手起る)私はさう思つて居ります、で

すから是で十分たる成功を得て居ると云ふ如きは少しく手前味噌に過ぎると思ひます、又私立學校の補助、是は初てです、初てではありますけれども、此は餘程前から要求して、要求して居ることに、二年や三年ぢやありませぬ、ずつと前から私共要求して居る、是が此度内閣に於て實行されたと云ふことは、頗る多としますが、其額は僅に十七萬圓、是位なものをやつてとれ程の效果があるか、やるならばもう少し思ひ切つてやつて貰ひたいと思ひます、又朝鮮の保護會社の費用を否決したことに就ては、鈴木からも隨分色々と申されましたが、私は内閣の爲めに斯樣な費用は御削減になるが宜しい、是より以上の事は申しませぬ、要するに吾々共は國防費を主眼にして居ります、それ故に此國防費用に協贊を與へるに就ては、十分切詰めて、十分透明なる計算で、誰が見ても協贊を與へなければならぬと云ふものだけに協贊を與へる、斯う云ふ趣意で私共は此修正案を出したのであります。

○岩崎勳君　議長、

○議長(大岡育造君)　岩崎君何ですか。

○岩崎勳君　討論終結動議を提出致します。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　通告があります、原内閣總理大臣。

〔國務大臣原敬君登壇、拍手起る〕

○國務大臣(原敬君)　昨日來大正九年度豫算に關して贊成の御論、反對の御論、又は御希望等、具さに謹聽致した次第でございます、それに對しまして政府の所見を一言致す次第でありますが、政府の意見は屢々本會議、豫算會議、又は所得税改正委員會等其他の機會に於て言明致したのでありますから、茲に重ねて繰返すの必要は認めないのであります、併しながら此場合、其中一二述べ置きたいのであります、今回の豫算には種々なる案件が計上されてありますが殊に重要なるものは國防充實の費用であります、國防充實の事は多年の問題であります、又歐洲大戰爭の實驗より考へまして、現狀の儘に差措くことは出來ぬ、是亦何人も異論の無い所であらうと思ふ、併ながら今日まで之を提出することの出來なかつたのは、一面に於て戰爭は終りを告げたのみにして、此實驗に就て計畫を立つるの暇もなし、又其費用は極めて多額を要するが故に、之に要する財源の計畫も立てなければならぬ、彼此の事情よりして今回初めて大正九年度豫算に於て之を計畫するに至つたのであります、其財源と致して、所得税酒税の增收を計畫を致し、御承知の通り昨日既に本議場を通過したのでありますが、之には色々の議論もありましたが、國防充實と云ふが如きことに充つる費用は恒久的財源にあらざれば不確實なるものであると云ふことは、殆ど何人も議論の無い所であらうと思ふ故に所得税並に酒税の增收に依つたのであります、之に就ても物價調節を十分に致したならば、斯くまでの費用を要しないで濟んだらうと云ふ御議論も承つた、御尤の次第であります、併し物價騰貴なるものは、今日突然起つたことではないのである、歐洲大戰爭以來、世界的にも騰貴致して居りますが、殊に日本に於ては此戰爭の影響を受け、經濟界の膨脹に依つて、今日の騰貴を致したのであります、それに就ても政府は其調節を怠らぬのでありますが、如何せん此複雜なる經濟界に向つて、急激に根本的の調節を加へると云ふことに相成りますれば、直ちに經濟界を攪亂する處あるが故に、屢々言明致した如く、經濟界に大攪亂を致さざる範圍に於て、並に突然不景氣等の來らざる範圍に於て、其調節に努めて居るのでありますから、俄かに效果を見ることが出來ぬのは已むを得ないのであります、隨つて物價が調節せられて、斯の如く騰貴して居なかつたならば斯樣に費用も要しなかつたであらうと云ふことは、單に御希望としては伺ふことが出來ますが、事實に於ては出來得ざる問題と考へるのである、又税制整理の事も段々御議論も承つて居る、之に就ては少しく誤解もあるやうに思はれる、昨日憲政會の濱口君の御議論にも、政府は經濟界の安定を俟つて調節すると云ふやうに申したと云ふことでありますが、是は誤解であります、少くとも豫算總會或は所得税其他の委員會に御出席になつた方は、此誤解は生じますまい、速記錄にも書いてありますから、速記錄を御覽になつた方は左樣な誤解はありますまい、政府の申したことは斯樣であります、税制整理は此議會を終れば直ちに財政經濟調査會に付議して、成るべく速に希望としては次の議會にと考へて居りますが成るべく速に案を立てて税制の整理を致したいのである、斯樣に申したので、經濟界安定云々と云ふことは、是は三年か四年先きの問題である、寺内内閣で一部の整理案を出した時に、今日は戰爭中である經濟界も安定致さぬ、經濟界の安定を待つて整理すべきと申したのであります、其言葉が今日まで殘つて、經濟界安定云々と云ふことの議論の根據となつて居るのであります、私の委員會で申した所は、議會を終れば直ちに税制整理に著手する、經濟界の安定は無論待たなければならぬのであるけれとも、今日は戰爭既に終りを告げ、經濟界も稍々安定に向はんとして居る際であるから、税制整理には絶好の時なりと考へて著手する、斯樣に答へたのであるから此言明を聽かれた人は誤解はない筈と思ふのであります、それから西伯利問題に就て色々議論がありました、殊に片岡君などは力を極めて御議論でありましたが、之も屢々申したことで、重ねて此處に申す必要も無いのでありますが、西伯利の問題に就ては他の列國とは異なりまして、日本は單純には出來ないのである、此事は屢々繰返して「チエック、スローヴアック」の救援を目的として出兵致したことは大正七年八月の宣言に明かである、爾來種々の變遷を經て今日は米國が撤兵を致した、併し米國が撤兵すれば日本も撤兵をする、米佛が如何なる態度を取つたから日本が之に倣ふ、斯樣に單純に參らぬと云ふことは、第一が接壤の地、第二は居留人も多し、又過激派が如何なる態度を日本に取るかも見なければならぬ、彼是の問題に依て、種々なる事情に依て今日尙ほ駐兵の已むを得ざる次第であるのであります、今日直ちに撤兵をする、若くは撤兵をせぬと云ふことを容易に斷言すべき時機でないのであります又是を斷言するを以て、外交上極めて不得策と考へるのであります、是は繰返して言明を致すに過ぎない、屢々申した事であります、要するに「反對の御議論」修正の御議論等も拜聽致したのでありますが根本的政府と所見を異にせられて居る御議論は、是は致し方ない、併し政府と所見を異にするにあらずして暫く延期せよとか、一年延期せよとか、延期の目的を以て此際削除すると云ふやうな御議論に對しては、御一考を望む、根本の方針に於て政府と異なる意見を持つて居られるのでないならば、一年延期をせよ、暫く延期をせよと云ふ姑息なることをせずして、此場合に於て、宜しきを得ない所は訂正せられて差支ありませぬけれども、此豫算に協贊を與へられんことを希望するのであります、今日の場合は戰爭終つて日も淺く、而して未だ國際的競爭も正に盛んにならんとする今日であります、所謂戰後經營は極めて重大なる時期に到着致して居るのであります、斯樣なる時代に於て、多少見る所を異にすると雖も、大局の上より此豫算には十分なる協贊を與へられて然るべきこと、政府は考へるのであります依て種々なる御議論がありますが、此場合、願くば政府案に十分の御贊成を得て、而して極めて困難なる、極めて複雜なる此時期を、秩序的に經過せんことを希望するのであります(拍手起る)

○議長(大岡育造君)　岩崎君の先刻の動議の決を採ります。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　岩崎君の討論終結の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なしと認めます(「反對」と呼ふ者あり)　贊成の諸君は起立を求めます

〔贊成者起立〕

○議長(大岡育造君)　多數であります、仍て討論は終結になりました、是より採決の順序を一言致します、大正九年度總豫算案中、皇室費は協贊を要求せざる費用なるを以て之を省き例に依り修正ある部分より採決を致します、濱口君の修正と鈴木君の修正と佐々木君の修正と同一の點即ち札幌控訴院建築に關する件及獻納金を削除すると云ふことであります、右の採決を致します、其採決は記名投票を用ゐます、修正贊成の諸君は白票、修正反對の諸君は靑票、各々札を御持參になることであります——閉鎖——氏名點呼を命じます。

〔田口書記官氏名を點呼す〕

○議長(大岡育造君)　投票漏はありませぬか——投票漏は無しと認めます——開匣を命じます——開鎖——投票の結果を書記官長より報告致します。

〔寺田書記官長朗讀〕

投票總數	三百四十八
可とする者	百六十五
否とする者	百八十三

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君)　仍て修正案は否決となりました。

可とする議員の氏名左の如し

井原百介君　磯貝浩君　石田孝吉君　石川又八君　岩佐善太郎君　原脩次郎君　早速整爾君　西川太治郎君　本間三郎君　富田幸次郎君　大竹貫一君　尾崎行雄君　奥田柳藏君　尾越辰雄君　片岡直温君　片木政治郎君　川村惇君　加藤定吉君　河野廣中君　加治壽衞吉君　横山勝太郎君　横山金太郎君　高木正年君　竹村良貞君　田中善立君　添田飛雄太郎君　内藤傳祿君　紫安新九郎君　村松龜一郎君　上村耕作君　野村嘉六君　桑原羊次郎君　山道襄一君　正木照藏君　松岡勝太郎君　前田卯之助君　降旗元太郎君　小泉又次郎君　小林嘉平治君　小西和君　綾部惣兵衞君　荒川五郎君

井島茂作君　今村七平君　井戸文四郎君　井原喜代太郎君　橋本喜造君　半谷淸壽君　濱口雄幸君　本田恒之君　戸井嘉作君　大森與三次君　大津淳一郎君　岡部次郎君　大谷高寛君　亘理胤正君　川崎安之助君　加藤政之助君　川崎克君　河西豐太郎君　川村精之君　河波荒次郎君　横田孝史君　賴母木桂吉君　田中萬逸君　高田耘平君　高橋久次郎君　長島律太郎君　長尾元太郎君　武藤嘉門君　鵜澤宇八君　臼田久内君　久須美東馬君　山口俊一君　山田珠一君　牧口義矩君　町田忠治君　古屋慶隆君　藤澤幾之輔君　小寺謙吉君　小山松壽君　小池仁郎君　淺野順平君　安達謙藏君

齋藤隆夫君　坂口仁一郎君　齋藤宇一郎君　佐々木正藏君　行德健男君　三隅哲雄君　下岡忠治君　平山岩彥君　森秀次君　仙石貢君　杉山東太郎君　今村勤三君　犬飼源太郎君　西村丹治郎君　土井權大君　大内暢三君　川口木七郎君　片山太郎君　高戸郁三君　植原悅二郎君　松本强二君　前川虎造君　近藤達兒君　有森新吉君　鈴木梅四郎君　今井嘉幸君　橋本太吉君　堀尾茂助君　尾崎元次郎君　尾崎敬義君　大藪房次郎君　金杉英五郎君　河野徹志君　横井藤四郎君　津田毅一君　上田彌兵衞君　松浦與三郎君　赤木龜一君　北田豐三郎君　岸本賀昌君　黑須龍太郎君

櫻井庄平君　棚瀨軍之佐君　櫻井兵五郎君　菊池良一君　三木武吉君　箕浦勝人君　樋口秀雄君　森田茂君　關和知君　鈴木久次郎君　板野友造君　犬養毅君　濱田國松君　堀川美哉君　大口喜六君　渡邊昭君　柏原文太郎君　高木益太郎君　中川幸太郎君　野口孝治君　牧野鐵九郎君　古島一雄君　小橋藻三衞君　關直彥君　砂田重政君　石川玄三君　花井卓藏君　小川寅六君　大林森次郎君　押川方義君　若尾璋八君　金澤仁作君　吉田羊治郎君　田島達策君　中村靜興君　松井文太郎君　越山太刀三郎君　佐々木平次郎君　北井波治目君　平田健太郎君

否とする議員の氏名左の如し

磯部尙君　磯野敬君　井上敬之助君　伊東重君　井上角五郎君　岩崎一高君　井島義雄君　秦豐助君　八田宗吉君　原田佐之治君　原田十衞君　林爲良君　西村種禮君　戸狩權之助君　陣軍吉君　小山田信藏君　小山温君　小川平吉君　大石五郎君　小川藏次郎君　岡田榮君　若尾幾造君　渡邊祐策君　河上哲太君　神川長久君　横田千之助君　吉原正隆君　高橋光威君　田村順之助君　高岡唯一郎君　高橋辰二君　高橋本吉君　竹内明太郎君　土谷全次君　頭本元貞君　中倉萬次郎君　鳴海文四郎君　中村啓次郎君　中野寅次郎君　中西六三郎君　武藤金吉君　鵜澤總明君

今井今助君　岩崎勳君　石射文五郎君　池田龜治君　生田和平君　一宮房治郎君　鳩山一郎君　生原忠右衞門君　原敬君　林毅陸君　萩亮君　西村正則君　堀切善兵衞君　床次竹二郎君　長田桃藏君　尾見濱五郎君　大島宇吉君　小田切磐太郎君　奥田龜造君　岡崎邦輔君　奥田榮之進君　渡邊陳平君　粕谷義三君　川原茂輔君　吉植庄一郎君　米田穰君　田邊熊一君　高島順作君　瀧正雄君　高橋嘉太郎君　田中隆三君　高見之通君　坪田十郎君　土屋清三郎君　根本正君　中村喜平君　中橋德五郎君　成田榮信君　長峰與一君　村野常右衞門君　漆昌巖君　上野松次郎君

上埜安太郎君　野村治三郎君　工藤善助君　工藤卓爾君　熊谷五右衞門君　山本悌二郎君　柳原九兵衞君　山口恒太郎君　牧山耕藏君　丸山嶢峨一郎君　政尾藤吉君　氣賀勘重君　藤野正年君　小林源藏君　兒玉好熊君　寺田省歸君　赤尾彥作君　天春文衞君　阿部武智雄君　東武君　齋藤安雄君　齋藤壽雄君　澤來太郎君　齋藤紀一君　佐々木武生君　宮本逸三君　三土忠造君　島田俊雄君　廣岡宇一郎君　廣瀨鎭之君　望月圭介君　森田正路君　關矢儀八郎君　鈴木錠藏君　菅原傳君　隅田豐吉君　飯田精一君　富島暢夫君　武市彰一君　津末良介君　松本剛吉君　松田三德君

則元由庸君　野田卯太郎君　工藤吉次君　熊谷直太君　藏内次郎作君　八木逸郎君　山内範造君　前田米藏君　丸山豐治郎君　松浦五兵衞君　松田源治君　福井三郎君　小久保喜七君　兒玉亮太郎君　遠藤良吉君　秋本喜七君　秋山金也君　穴水要七君　赤間嘉之吉君　指田義雄君　齋藤珪次君　佐々木文一君　佐藤喜八君　榊田清兵衞君　木村政次郎君　南澤宇忠治君　清水市太郎君　志々目藤彥君　西田銳吉君　百瀨清治君　毛里保太郎君　元田肇君　淸　器太郎君　諏訪部庄左衞門君　菅野傳右衞門君　石原正太郎君　林平四郎君　小川鄉太郎君　佃安之丞君　中川隣之輔君　松本誠之君　松永安左衞門君

兒玉右二君　近藤慶一君
秋田寅之介君　秋田清君
木下謙次郎君　美[illegible]龍彥君
肥田景之君　森本是一郎君
關原彌果君　大堀孝君
神谷卓男君　高松正道君
長島隆二君　湯淺凡平君
三輪市太郎君

○議長(大岡育造君)　次に濱口君の修正と鈴木君の修正と同一の點、即ち朝鮮農事改良株式會社補助金を削除する件であります、右の修正に贊成の諸君は起立を求めます。

〔贊成者起立〕

〔「反對」「多數々々」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御著席を希望致します――少數と認めます。

〔「異議あり異議あり」「投票を願ひます」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君)　異議があれば記名投票を用ゐます、記名投票の順序は前刻申した通りでありますけれども、念の爲め尙ほ改めて申します、修正に贊成の諸君は白票、反對の諸君は靑票――閉鎖――氏名點呼を命じます。

〔原田書記官氏名を點呼す〕

○議長(大岡育造君)　投票漏はありませぬか――無しと認めます、閉匣――閉鎖、投票の結果を書記官長より報告します。

〔寺田書記官長朗讀〕

投票總數　三百四十五

可とする者　百四十一

否とする者　二百四

○議長(大岡育造君)　仍て此修正は否決となりました。

可とする議員の氏名左の如し

井原百介君　井島茂作君
磯貝浩君　今村七平君
石田孝吉君　井戸文四郎君
石川又八君　井原喜代太郎君
岩佐善太郎君　橋本喜造君
原脩次郎君　半谷清壽君
早速整爾君　濱口雄幸君
西川太治郎君　本田恒之君
本間二郎君　戸井嘉作君
富田幸次郎君　大森與三次君
大竹貫一君　大津淳一郎君
岡部次郎君　奧田柳藏君
大谷高寛君　尾越辰雄君
亘理胤正君　片岡直溫君
川崎安之助君　片木政治郎君
加藤政之助君　川村惇君
川崎克君　加藤定吉君
河西豐太郎君　河野廣中君
川村精之君　加治壽衞吉君
河波荒次郎君　横山勝太郎君
横田孝史君　横山金太郎君
頼母木桂吉君　高木正年君
田中萬逸君　竹村良貞君
高田耘平君　田中善立君
高橋久次郎君　添田飛雄太郎君
長島律太郎君　內藤傳祿君
長尾元太郎君　紫安新九郎君
武藤嘉門君　村松龜一郎君
鵜澤宇八君　上村耕作君
臼田久內君　野村嘉六君
久須美東馬君　桑原羊次郎君
山口俊一君　山道襄一君
山田珠一君　正木照藏君
牧口義矩君　松岡勝太郎君
町田忠治君　前田卯之助君
古屋慶隆君　降旗元太郎君
藤澤幾之輔君　小泉又次郎君
小寺謙吉君　小林嘉平治君
小山松壽君　小西利君
小池仁郎君　綾部惣兵衞君
淺野順平君　荒川五郎君
安達謙藏君　齋藤隆夫君
櫻井庄平君　坂口仁一郎君
柵瀨軍之佐君　齋藤宇一郎君
櫻井兵五郎君　佐々木正藏君
菊池良一君　行德健男君
三木武吉君　三隅哲雄君
箕浦勝人君　下岡忠治君
樋口秀雄君　平山岩彥君
森田茂君　森秀次君
關和知君　仙石貢君
鈴木久次郎君　杉山東太郎君
板野友造君　今村勤三君
犬養毅君　犬飼源太郎君
濱田國松君　西村丹治郎君
堀川美哉君　土井權大君
大口喜六君　大內暢三君
渡邊昭君　川口木七郎君
柏原文太郎君　片山太郎君
高木益太郎君　高戸郁三君
中川幸太郎君　植原悅二郎君
野口孝治君　松本强二君
牧野鐵九郎君　前川虎造君
古島一雄君　近藤達兒君
小橋藻三衞君　有森新吉君
關直彥君　鈴木梅四郎君
砂田重政君　今井嘉幸君
小川寅六君　河野徹志君
田島達策君　中村靜興君
赤木龜一君　北田豐三郎君
黑須龍太郎君

否とする議員の氏名左の如し

磯部尚君　今井今助君
磯野敬君　岩崎勳君
井上敬之助君　石射文五郎君
伊東重君　池田龜治君
井上角五郎君　生田和平君
岩崎一高君　一宮房治郎君
井島義雄君　鳩山一郎君
秦豐助君　生原忠右衞門君
八田宗吉君　原敬君
原田佐之治君　林毅陸君
原田十衞君　萩亮君
林爲良君　西村正則君
西村種禮君　堀切善兵衞君
戸狩權之助君　床次竹二郎君
陣軍吉君　長田桃藏君
小山田信藏君　尾見濱五郎君
小山溫君　大島宇吉君
小川平吉君　小田切磐太郎君
大石五郎君　奧田龜造君
小川藏次郎君　岡崎邦輔君
岡田榮君　[illegible]田榮之進君
若尾幾造君　渡邊[illegible]平君
渡邊[illegible]君　[illegible]谷[illegible]三君
河上哲太君　川[illegible]六[illegible]君
神川長久君　吉植庄一郎君
横田千之助君　米田[illegible]君
吉原正隆君　田邊熊一君
高橋光威君　高島[illegible]作君
田村順之助君　瀧正雄君
高岡唯一郎君　高橋嘉太郎君
高橋辰二君　田中隆三君
高橋本吉君　高見之通君
竹內明太郎君　坪田十郎君
土谷全次君　土屋淸三郎君
頭本元貞君　根本正君
中倉萬次郎君　中村喜平君
鳴海文四郎君　中橋德五郎君
中村啓次郎君　成田榮信君
中野寅次郎君　長峰與一君
中西六三郎君　村野常右衞門君
武藤金吉君　漆昌巖君
鵜澤總明君　上野松次郎君
上埜安太郎君　則元由庸君
野村治三郎君　野田卯太郎君
工藤善助君　工藤吉次君
工藤卓爾君　熊谷直太君
熊谷五右衞門君　藏內次郎作君
山本悌二郎君　八木逸郎君
柳原九兵衞君　山內範造君
山口恒太郎君　前田米藏君
牧山耕藏君　丸山豐治郎君
丸山嵯峨一郎君　松浦五兵衞君
政尾藤吉君　松田源治君
氣賀勘重君　福井三郎君
藤野正年君　小久保喜七君
小林源藏君　兒玉亮太郎君
兒玉好熊君　遠藤良吉君
寺田省歸君　秋本喜七君
赤尾彥作君　秋山金也君
天春文衞君　穴水要七君
阿部武智雄君　赤間嘉之吉君
東武君　指田義雄君

齋藤安雄君　齋藤珪次君
齋藤壽雄君　佐々木文一君
澤來太郎君　佐藤喜八君
齋藤紀一君　榊田清兵衛君
佐々木武生君　木村政次郎君
宮本逸三君　南澤宇忠治君
三土忠造君　清水市太郎君
島田俊雄君　志々目藤彥君
鶴岡宇一郎君　西田鋭吉君
廣瀨鎭之君　百瀨清治君
望月圭介君　毛里保太郎君
森田正路君　元田肇君
關矢儀八郎君　清崟太郎君
鈴木錠藏君　諏訪部庄左衛門君
菅原傳君　菅野傳右衛門君
隅田豐吉君　石川玄三君
橋本太吉君　花井卓藏君
堀尾茂助君　尾崎元次郎君
大林森次郎君　押川方義君
大藪房次郎君　若尾璋八君
金杉英五郎君　金澤仁作君
吉田羊治郎君　横井藤四郎君
津田毅一君　上田彌兵衛君
松井文太郎君　松浦與三郎君
越山太刀三郎君　佐々木平次郎君
北井波治目君　岸本賀昌君
平田佳太郎君　石原正太郎君
飯田精一君　林平四郎君
富島暢夫君　小川鄕太郎君
武市彰一君　佃安之丞君
中川隣之輔君　山根正次君
松本剛吉君　松本誠之君
松田三德君　松永安左衛門君
兒玉右二君　近藤慶一君
秋田寅之介君　木下謙次郎君
美禰龍彥君　肥田景之君
森本是一郎君　關原彌里君
大堀孝君　神谷卓男君
高松正道君　長島隆二君
湯淺凡平君　三輪市太郎君

○議長(大岡育造君)　次に右を除いたる濱口君の修正、即ち歳出經常部内務省所管第五款地方廳其他の經費削除、之に同意の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○議長(大岡育造君)　少數であります、否決――鈴木君の修正、即ち歳出經常部陸軍省所管第二款軍事費の一部削除、之に同意の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○議長(大岡育造君)　少數であります、否決――次に三土君の修正であります、之に同意の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○議長(大岡育造君)　多數(拍手起る)可決――其他は委員長報告通りにて御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議が無ければ、委員長報告通り決まりました、是にて大正九年度歳入歳出總豫算案並大正九年度各特別會計歳入歳出豫算案、豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件、(第一號)臨時軍事費豫算追加案全部可決確定致しました、(拍手起る)尙ほ決議の結果、數字上の整理は議長に御委任あることを望みます。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　日程第三第四は同一委員の付託議案なるに依り、一括議題になすに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　御異議なければ一括議題となします、第三、函館控訴院の移轉に關する法律案、第四、大正二年法律第九號中改正法律案、之を一括議題と致します、委員長の報告を求めます。

第三　函館控訴院の移轉に關する法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

第四　大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出)　第一讀會の續(委員長報告)

〔原田十衞君登壇〕

〔拍手起る〕

○原田十衞君　委員會の經過及結果を御報告申上げます、此法律案は二件共極めて簡單でございまして委員會を開きますこと二回でありました、委員會に於きましては、政府委員及委員の間に數回の問答がありました、續いて直ちに討論に移つたのでありますが、其結果と致しまして、原案に反對される者が五名、原案に贊成する者三名でありまして、即ち原案は否決せられたのであります、而して其贊成及反對の意見は、少數者としては玆に意見が發表される譯になつて居りまするし、反對の方に於きましても御意見が發表される譯でありますからして、私が玆に委員會に於ける贊成反對の意見を御紹介することは、却て時間を省略する上に於て、無用と存じますから、大體に於きまして委員會に於きましては多數を以て原案が否決せられたことを御報告致します。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君)　萩亮君。

〔萩亮君登壇〕

〔拍手起る〕

○萩亮君　諸君、私は唯今問題になつて居りまする此二案に付きまして、委員長の報告に反對し、原案を贊成するものであります、此問題は既に豫算の採決に於て、其大勢を見ることが出來ましたから、深く此所で私が辯明するの必要は認めませぬが、唯簡單に委員長報告の否決に反對する理由を述べて置きます、此問題は御承知の通り函館控訴院を函館より札幌に移すと云ふ問題であります、此問題に付ては根本的に移轉する必要――移轉が善いか惡いかと云ふ問題と、移轉するを可とするも、其時期は果して適當であるか否かと云ふ此二點に歸著するのであります、地理的の關係に付て、又交通の便否に於て、司法行政上の便益に於て、北海道の一端たる函館より、札幌の方が適當であると云ふことは、是は殆ど何人も異議を挾むことは出來まいと信じます、現に此問題に付て非常に努力せられ、原案を否決する爲めに努力せられました佐々木君に於ても、根本的に反對をせられるのではない、若し函館控訴院が適當の修繕を要するか、若くは大規模の增築でも要する場合に延して宜いでないかと云ふに過ぎないのであります、又豫算案の時分に津田君の主張せられました意見も、延期の意味を以て否決すると云ふ御意見であります、すると此根本に於て函館より札幌が良いと云ふ事は、もう天下何人も是は爭へぬ點であると考へます、唯々今日移すのが果して適當であるか否やと云ふことに付ては、多少の議論があらうと存じます、明治十四五年の交、此函館控訴院と云ふものは設置せられまして、函館に其位置を選定せられたのであります、其當時は青森縣の人口五十萬なり北海道の人口二十萬を基礎として、函館に控訴院を定めたのであるから、是は函館が當時適當であつたと云ふことは何人も疑がない、然るに今日に於きましては、其人口に於て(「簡單々々」と呼ふ者あり)北海道は既に二百萬になつて居る、お負に青森を取去つて居るのでありますから、最早此點から見ましても、札幌が必要であると云ふことは、疑のない事と信じます、(「簡單々々」と呼ふ者あり)諸君の御注文もありますから、大概此位でもう澤山であらうと存じます、是で演壇を降ります。

○議長(大岡育造君)　前田卯之助君。

〔前田卯之助君登壇〕

〔拍手起る〕

○前田卯之助君　私も極めて簡單にやります、諸君は、既に函館控訴院の移轉の豫算が通過致しましたので、私が唯今此壇上に於て之が復活を圖りますのは、恰も死者の蘇生を求むるが如き狀態であるか知らない、併ながら私は最後の五分間に於て、之が復活を諸君に望まなければならぬのであります、函館控訴院を札幌に移すと云ふ理由に至りましては、私は今日に於て其理由なるものが、頗る薄弱であると云ふことを感ずるのであります、(「簡單々々」と呼ふ者あり)簡單にやります、諸君、政府が札幌に控訴院を移轉する理由と致しまして、司法行政並に人民の便利から考へて、さうして札幌が必要である中心たる札幌が必要であると云ふのであります、併ながら函館控訴院が現今取扱つて居ります所の事件は、僅に三百餘件よりないのであります、一箇年三百餘件の爲めに、玆に幾多の費額を投じまして、現在ある所の函館控訴院を札幌に移す必要があるのでありませうか、それからもう一つ、昨日委員會に於きましての質問に對して、司法次官は斯う云ふ答辯を與へられて居るのであります、何故政府は長崎控訴院の移轉を計畫して、さうして今日函館の移轉を計畫したのであるか、前の長崎の移轉は斷念したのであるかと云ふ質問に向ひまして、司法次官は斯う答へて居るのであります、政府は長崎控訴院移轉を斷念したのではない、併しながら函館の控訴院が長崎控訴院よりも尙ほ急くのであるからして、之を函館に置くに致したのであると、斯う云ふ答辯でありました、併ながら此四五年間――四五年間に於きま

して、北海道の此函館の控訴院の事件の增加と云ふものを見ますと、漸く六十件位より無いのであります、此六十件の增加に依て急速に函館の控訴院を札幌に移さんならぬと云ふ理由を發見し得られないのであります、それからして此北海道の人民から申しましても、今日產業の開發と云ふことに付て、大に力を盡して居ることでありますからして、行政官廳などに付きましては、大に配置併合に付きまして議論があるのでありますが、又北海道に行きまして控訴院を札幌に移さんならぬと云ふ議論は、獨り札幌に止つて、其外には此聲は無いのであります、小樽に於きましても、室蘭、釧路に於きましても、函館控訴院を札幌に持つて行かなければならぬと云ふ議論は一つも無いのであります、唯政府の便宜上若くは二三の要望に依つて、司法省は之を移轉する事になつたのであります、此の如く北海道に於て未だ此官廳の移轉を格別要望しない今日、增稅を要する今日に於て、此控訴院を札幌に移轉する必要は全然無いのであらうと私は思ふのであります、(拍手する者あり) 政友會の諸君(「簡單」「分つた」と呼ぶ者あり) 此問題に付きましては――此不急の問題に付ては、與黨並に諸君に向つて好意を表せらるる所の正交俱樂部、或は國民黨の諸君は反對の決議を致して居るのであります、(「ひや〳〵」と呼ぶ者あり) 與黨の諸君既に此の如く反對し、不急の事業であると云ふことを言つて居らるるのでありますからして、政友會の諸君も此一つの費額の爲めに強いて其說を主張せらるることなしに、願くは此札幌移轉說の中止に付て一考を煩はされんことを望むのであります、尙ほ新政會其他無所屬の諸君に向つても、此點に付て御一考を煩はし、之に反對を表明せられんことを謹んで希望致す次第であります。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君 此法案に對して贊否の議論は既に盡されて居ると認めまするが故に、此兩案は共に委員長の報告に反對して、第二讀會を開くべしとの決定を與へられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) まだ通告者が一人あります、砂田君の通告があります。

○砂田重政君 私は通告致して置きましたが、既に議場も何となく情氣を帶びて居りますから、唯々一言此席から申上げて私は終りたいと思ひます、此控訴院の移轉問題に付きましては、既に議論の大要を盡して居りますが、一體長崎の控訴院の移轉問題の起りました時に、政友會の諸君から寄附金に依つて裁判所の設立をすると云ふことは、裁判の威信に關すると云ふ意味に於て反對の御議論があつたのであります、然るに此の御議論のあつた政友會の諸君が(「登壇々々」と呼ぶ者あり) 今回札幌の移轉に付きまして、寄附金に依つて此裁判所を建築をすると云ふことをされたならば、私は以前に政友會の諸君が主張されたる言葉と、今日主張される言葉との間に、非常な矛盾が出來ると思ふのであります、政友會の諸君は黨略の爲めに此問題を利用されると云ふ事は無論私は左樣な事實は無いと云ふことを確信するのであります、果して然らば、曩には寄附金に依ると云ふことはいけないと云ふ主張をせられ、今回は之を宜しいものと御認めになると云ふことになりますと、少なくとも政友會の諸君は、此寄附金に依る建設と云ふ問題に就きましては、政治を弄ぶものであると云ふことを私は確信するのであります、私は此意味に於て此寄附金に依る設立と云ふ點には絕對に反對する者であります。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 是は二案を一括して議題に付しましたのでありまして、報告は御聽きの通りの程度でありまするか、別々に採りませうか。

〔「一括して願ひます」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 一括して決を採ることに致しませう。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 委員長の報告は否決であります、反對の原案に付て決を採つて見ます、原案に付て……

〔「委員長の報告を誰が否決しましたか」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 委員長の報告がさうなつて居ると云ふことであります、兩案の第二讀會を開くや否やを御諮り致します、第二讀會を開くに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます。

○岩崎勳君 直ちに此兩案の第二讀會を開き、三讀會を省略して委員長報告通り(「のう〳〵」と呼ひ笑聲起り、議場騷然) 間違ひました、

○議長(大岡育造君) 聞えませぬ――靜肅に。

○岩崎勳君 直に兩案の第二讀會を開き第三讀會を省略して委員長報告に反對し、原案の通り可決確定せられんことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎勳君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 然らば直ちに兩案の第二讀會を開きます。

函館控訴院の移轉に關する法律案 第二讀會(確定議)

大正二年法律第九號中改正法律案 第二讀會(確定議)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なければ三讀會を省略して、兩案共に原案通り可決確定致しました。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君 日程第五以下に對して延會の動議を提出致します。

○議長(大岡育造君) 御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、仍て延會に決しました、本日は是にて散會。

午後七時五十九分散會

○大正九年二月十四日(土曜日)

午後一時十九分開議

議事日程 第十二號

第一 議院法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第二 朝鮮に於ける國勢調査に關する法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第三 公債金特別會計法案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第四 鐵道國有法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第五 道路公債法案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第六 國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第七 家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第八 電信事業公債法案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第九 電話事業公債法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第十 朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第十一 臺灣事業公債法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第十二 樺太事業公債法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第十三 衆議院議員選擧法中改正法律案(武富時敏君外六名提出) 第一讀會

第十四 衆議院議員選擧法中改正法律案(古島一雄君外四名提出) 第一讀會

第十五 衆議院議員選擧法中改正法律案(坂本金彌君提出) 第一讀會

第十六 府縣制中改正法律案(大口喜六君外二名提出) 第一讀會

第十七 郡制中改正法律案(大口喜六君外二名提出) 第一讀會

第十八 市制中改正法律案(大口喜六君外二名提出) 第一讀會

第十九 町村制中改正法律案(大口喜六君外二名提出) 第一讀會

第二十 北海道會法中改正法律案(武富時敏君外五名提出) 第一讀會

第二十一 府縣制中改正法律案(武富時敏君外五名提出) 第一讀會

第二十二 郡制中改正法律案(武富時敏君外五名提出) 第一讀會

第二十三 市制中改正法律案(武富時敏君外五名提出) 第一讀會

第二十四 町村制中改正法律案(武富時敏君外五名提出) 第一讀會

○議長(大岡育造君) 諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一今十四日政府より提出せられたる議案左の如し

作業會計法中改正法律案

海軍燃料廠の石炭煉炭又は燃料油の買入に關する法律案

一昨十三日議員より提出せられたる議案左の如し

新聞紙法中改正法律案

提出者 前川虎造君 近藤達兒君

決議案

提出者 武富時敏君 片岡直温君 藤澤幾之輔君 箕浦勝人君 濱口雄幸君 坂口仁一郎君 早速整爾君 棚瀬軍之佐君

一昨十三日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

內務大臣の言責に關する質問主意書

提出者 小山松壽君

廉賣外米不正事件に關する質問主意書

提出者 田中萬逸君

〔左の報告は朗讀を經ざるも參照のため茲に掲載す〕

一昨十三日衆議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の如く變更せり

三四〇 淺野順平君 三九八 田中萬逸君

四〇一 小泉又次郎君 四〇三 前田卯之助君

四四七 桑原羊次郎君 四五九 樋口秀雄君

一昨十二日明治四十年法律第二十一號中改正法律案委員森秀次君辭任に付其の補缺として行德健男君を議長に於て選定せり

一昨十三日委員長及理事互選の結果左の如し

小額紙幣發行繼續に關する法律案外一件委員

委員長 尾見濱五郎君

理事 金澤仁作君

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案委員

委員長 米田穰君

理事 近藤達兒君

明治四十年法律第二十一號中改正法律案委員

委員長 秋田寅之介君

理事 南澤宇忠治君

〔高松正道君「日程に先ちまして議事の進行上に付て」「言」と呼ひ「まだ會議を開いて居りませぬ」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 會議を開きます。

○高松正道君 議事の進行に關し發言を求めます。

○議長（大岡育造君） 高松君に許可致します。

〔拍手起る〕

○高松正道君 本日國民の權利に關しまする普通選擧法案の上程せらるるに際しまして、國民は齊しく此重大法案の議事を聽かんことを希望して、此議院に蝟集するものであります、然るに聞く所に依りますれば、本日傍聽席內には、多數の私服警官が潜伏して居ると云ふ風說を聞くのであります、（拍手起る）此點に付きまして私は議院法第八十六條に依つて、議長は之を指揮をされたのでありますか、若くは議院規則第百八十條乃至第百八十五條の條項に依りまして、之を御許しになつたのでありますか、果して然りと致しまするならば、吾々は此議場の神聖を保つ上に於て、此事態を明かにしたいと思ふのであります、苟も我憲法に依つて保障せられて居る所の此議場は、至つて神聖なものであるに拘らず、此風說の如くんば、吾々は警官の監視、警官の壓迫の裡に此法案を進むると云ふことは、甚だ心外な事であらうと思ふのであります、（拍手起る）此點に付きまして、明快なる御答辯を煩はしたいと思ひます

○議長（大岡育造君） 奇怪な事を承るものであります、此議場には內外人、官民、苟も傍聽劵を持つて居らぬ者を入れたことは無い筈でありまして、此處に潜伏する者などのある筈は無いのであります、御安心下さい。

〔「ひや〳〵」と呼ふ者あり〕

○岩崎勳君 議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち劈頭茲に政府の同意を得て、日程第十三より第十五に至る衆議院議員選擧法中改正法律案、此三件を議題となし、順次第一讀會を開き、提出者の說明を求められ、且つ其審議を進められんことを望みます。

〔「贊成」「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 日程變更の動議が出ました、異議なしと認めます、仍て日程は變更せられました——政府も同意を表しました、日程の第十三を議題と致します——島田三郎君

第十三 衆議院議員選擧法中改正法律案（武富時敏君外六名提出） 第一讀會

衆議院議員選擧法中改正法律案

衆議院議員選擧法中左ノ通改正ス

第三條中「町村ノ事務ノ全部」ノ下ニ「又ハ役場事務」ヲ加フ

第八條第二號及第三號ヲ左ノ如ク改ム

二 選擧人名簿調製ノ期日迄引續キ滿六箇月以上同一選擧區內ニ住所ヲ有スル者

三 獨立ノ生計ヲ營ム者

第九條中「年限」ヲ「期間」ニ改ム

第十條中「滿三十年以上」ヲ「滿二十五年以上」ニ改ム

第十一條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム

政府ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、役員及支配人ハ被選擧權ヲ有セス

政府ノ特別ノ保護又ハ監督ヲ受クル法人ノ無限責任社員、役員及支配人ハ亦前項ニ同シ其ノ法人ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス

前二項ノ役員トハ發起人、取締役、監査役及之ニ準スヘキ者並淸算人ヲ謂フ

第十四條 官吏ハ勅令ヲ以テ指定シタル者ヲ除クノ外被選擧權ヲ有セス但シ退職者ハ此ノ限ニ在ラス

選擧事務ニ關係アル吏員ハ其ノ選擧區內ニ於テ被選擧權ヲ有セス

選擧事務ニ關係アル官吏吏員其ノ職ヲ罷メタル後三箇月ヲ經過セサル者亦前項ニ同シ

第十五條 削除

第十六條 削除

第十八條中「生年月」ヲ「生年月日」ニ改メ第四項中「納稅及納稅地」ヲ削ル

第十九條 削除

第二十二條 削除

第二十三條中「前二條」ヲ「第二十一條」ニ改ム

第二十四條中「第二十二條」ヲ削ル

第三十四條中「投票簿ニ捺印シ」ヲ削ル

第五十條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ投票管理者ハ投票所ノ秩序ヲ紊ルノ虞ナシト認ムル場合ニ於テ投票ヲ爲サシムルヲ妨ケス

第五十三條 地方長官ハ各開票區內ニ於ケル選擧人中ヨリ三名以上七名以下ノ開票立會人ヲ選任シ選擧會ノ期日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ本人ニ通知シ開票ニ立會ハシムヘシ但シ市ニ於テハ投票立會人ヲ以テ開票立會人トス

開票立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ス

第五十八條ニ左ノ二號及一項ヲ加フ

六 被選擧人ノ氏名ヲ自書セサルモノ

七 衆議院議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

前項第七號ノ規定ハ第七十四條又ハ第七十八條ノ規定ニ依ル選擧ノ場合ニ限リ之ヲ適用ス

第七十條第二項乃至第四項ヲ左ノ如ク改メ第五項ヲ削ル

當選人ヲ定ムルニ當リ得票數同シキトキハ年齡多キ者ヲ取リ年齡モ亦同シキトキハ選擧會ニ於テ選擧長抽籤シテ之ヲ定ム

選擧訴訟若ハ當選訴訟ノ結果更ニ選擧ヲ行フコトナクシテ當選人ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ選擧會ヲ開キ之ヲ定ムヘシ

當選人當選ヲ辭シタルトキ、死亡者ナルトキ又ハ選擧ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當選無效トナリタルトキ其ノ當選人第二項ノ規定ニ依リ當選人トナリタル者ナル場合ニ於テハ選擧會ヲ開キ其ノ規定ノ適用ヲ受ケタル他ノ得票者ニ付キ當選人ヲ定ムヘシ

第七十四條 左ニ揭クル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ更ニ選擧ヲ行フコトナクシテ當選人ヲ定メ得ルトキ又ハ左ニ揭クル其ノ他ノ事由ニ依リ若ハ第七十八條第三項ノ規定ニ依リ選擧ノ期日ヲ告示シタルトキヲ除クノ外地方長官ハ選擧ノ期日ヲ定メ豫メ之ヲ告示シ更ニ選擧ヲ行ハシムヘシ

一 當選人ナキトキ又ハ當選人議員ノ定數ニ達セサルトキ

二 當選人當選ヲ辭シタルトキ又ハ死亡者ナルトキ

三 選擧訴訟若ハ當選訴訟ノ結果ニ依リ當選人ナキニ至リ又ハ當選人議員ノ定數ニ達セサルニ至リタルトキ

四 當選人選擧ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラ

レ其ノ當選無效トナリタルトキ

選擧訴訟若ハ當選訴訟ノ出訴期間ハ前項ノ規定ニ依ル選擧ヲ行フコトヲ得ス其ノ出訴アリタル場合ニ於テ訴訟繫屬中亦同シ

第七十八條　議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ内務大臣ハ地方長官ニ其ノ補闕ノ手續ヲ爲スヘキ旨ヲ命スヘシ

地方長官ハ第七十四條ノ規定ニ依リ選擧ノ期日ヲ告示シタルトキヲ除クノ外前項ノ規定ニ依ル命ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ補闕選擧ヲ行ハシムヘシ但シ第七十條第二項ノ規定ニ依リ當選人トナリタル議員闕員トナリタルトキハ二十日以内ニ第七十條第四項ノ規定ヲ準用シ當選人ヲ定ム補闕選擧ノ期日ハ地方長官豫メ之ヲ告示スヘシ

第七十四條第二項ノ規定ハ補闕選擧ニ之ヲ準用ス

第八十二條ニ左ノ一項ヲ加フ

當選訴訟ノ裁判確定前當選人死亡シタルトキハ檢事ヲ被告トス

第八十四條ニ左ノ一項ヲ加ヘ之ヲ第一項トス

選擧訴訟若ハ當選訴訟ノ出訴アリタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ内務大臣ニ通知スヘシ訴訟ノ繫屬セサルニ至リタルトキ亦同シ

第八十六條中「十圓以上五十圓以下ノ罰金」ヲ「五十圓以下ノ罰金」ニ改ム

第八十七條　左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選擧人又ハ選擧運動者ニ對シ金錢物品手形其ノ他ノ財産上ノ利益又ハ公私ノ職務ノ供與若ハ其ノ供與ノ約束ヲ爲シ又ハ其ノ供與ノ申込ヲ爲シタルトキ

二　議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選擧人又ハ選擧運動者ニ對シ酒食、遊覽等其ノ方法及名義ノ何タルヲ問ハス饗應接待若ハ其ノ饗應接待ノ約束ヲ爲シ又ハ其ノ饗應接待ノ申込ヲ爲シタルトキ

三　議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選擧人ニ對シ投票所ニ往復スル爲メ船車馬ノ類ノ供給旅費休泊料ノ類ノ代辨若ハ其ノ供給代辨ノ約束ヲ爲シ又ハ其ノ供給代辨ノ申込ヲ爲シタルトキ

四　議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選擧人又ハ選擧運動者ニ對シ選擧人若ハ選擧運動者又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他利害ノ關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ

五　議員候補者若ハ選擧運動者カ投票ヲ爲サシメサル目的ヲ以テ又ハ選擧運動者カ議員候補者ノ爲ニ投票ヲ爲サシムル目的ヲ以テ第一號乃至第三號ノ供與饗應接待供給代辨若ハ其ノ約束ヲ爲シ又ハ第一號乃至第三號ノ申込若ハ前號ノ誘導ヲ爲シタルトキ

六　議員候補者又ハ選擧運動者カ議員候補者ヲシテ議員候補者タルコトヲ止メシメ又ハ選擧運動者ヲシテ選擧運動ヲ止メシムル目的ヲ以テ其ノ者ニ對シ第一號ノ供與其ノ供與ノ約束若ハ其ノ供與ノ申込ヲ爲シタルトキ又ハ其ノ者若ハ其ノ者ニ關係アル社寺學校會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作債權、寄附其ノ他利害ノ關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ

七　投票ヲ爲シ若ハ爲サヽルコト議員候補者タルコトヲ止メタルコト選擧運動ヲ爲シ若ハ止メタルコト又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ議員候補者又ハ選擧運動者カ選擧人、議員候補者又ハ選擧運動者ニ對シ第一號ノ供與者ハ第二號ノ饗應接待、其ノ供與若ハ饗應接待ノ約束又ハ其ノ供與若ハ饗應接待ノ申込ヲ爲シタルトキ

八　第一號乃至第三號前三號ノ供與饗應接待供給代辨ヲ受ケ若ハ要求シ又ハ第一號乃至第三號前三號ノ申込ヲ承諾シ若ハ第四號乃至第六號ノ誘導ニ應シタルトキ

九　第一號乃至前號ニ掲クル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタルトキ

前項ノ場合ニ於テ收受シタル利益ハ之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第八十八條　選擧ニ關シ左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　選擧人、議員候補者又ハ選擧運動者ニ對シ暴行若ハ脅迫ヲ加ヘ又ハ之ヲ拐引シタルトキ

二　選擧人、議員候補者若ハ選擧運動者ノ往來ノ便ヲ妨ケ又ハ詐僞ノ方法ヲ以テ投票若ハ選擧運動ヲ妨ケ、爲サシメ若ハ止メシメタルトキ

三　選擧人、議員候補者若ハ選擧運動者又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他利害ノ關係ヲ利用シテ選擧人、議員候補者又ハ選擧運動者ヲ威逼シタルトキ

第八十八條ノ二　議員候補者ハ戸別訪問ノ方法ニ依リ選擧運動ヲ爲スコトヲ得ス違背シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十九條中「二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改メ同條ニ左ノ二項ヲ加フ

選擧ニ關シ官吏又ハ吏員故意ニ其ノ職務ノ執行ヲ怠リ又ハ職權ヲ濫用シテ選擧ノ自由ヲ妨害シタルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

官吏又ハ吏員其ノ職權ヲ濫用シ選擧人ニ對シ其ノ投票セムトシ又ハ投票シタル被選擧人ノ氏名ノ表示ヲ强要シタルトキハ三月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十條中「一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金」ヲ「一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金」ニ、「投票ヲ取出シタル者ノ罰亦前項ニ同シ」ヲ「投票ヲ取出シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十一條中「暴行」ヲ「暴行若ハ脅迫」ニ、「四月以上四年以下ノ輕禁錮」ヲ「四年以下ノ禁錮」ニ改メ第二項ヲ削ル

第九十二條　多衆聚合シテ第八十八條第一號又ハ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス

一　首魁ハ一年以上七年以下ノ禁錮ニ處ス

二　他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上五年以下ノ禁錮ニ處ス

三　附和隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第八十八條第一號又ハ前條ノ罪ヲ犯ス爲多衆聚合シ當該公務員ヨリ解散ノ命ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍解散セサルトキハ首魁ハ二年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第九十三條中「選擧人、議員候補者及選擧運動者ニシテ」ヲ削リ「二年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上二百圓以下ノ罰金」ヲ「二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金」ニ改ム

第九十四條中「前條ノ例ニ依リ一等ヲ加フ」ヲ「三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十五條中「十五日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ五圓以上百圓以下ノ罰金」ヲ「六月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金」ニ改ム

第九十六條　演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス第八十七條第八十八條第九十條乃至前條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ人ヲ煽動シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス但シ新聞紙、雜誌ニ在リテハ仍其ノ編輯人及實際編輯ヲ擔當シタル者ヲ罰ス

第九十七條中「六月以下ノ輕禁錮ニ處シ五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス」ニ改ム

第九十八條　選擧人ニ非サル者投票ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

氏名ヲ詐稱シ其ノ他詐僞ノ方法ヲ以テ投票ヲ爲シタル者又ハ投票ヲ僞造シ若ハ其ノ數ヲ增減シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

選擧事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人又ハ監視者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十九條中「五圓以上五十圓以下ノ罰金」ヲ「五十圓以下ノ罰金」ニ改ム

第百條中「第九十二條第二項」ヲ削ル

第百一條中「選擧ニ關スル犯罪ニ依リ」ヲ「本章ニ掲クル罪ヲ犯シ」ニ改ム

第百二條　本章ニ掲クル罪ヲ犯シタル者ニシテ罰

金ノ刑ニ處セラレタルモノニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後五年間、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ終ル迄又ハ刑ノ時効ニ因ル場合ヲ除クノ外刑ノ執行ノ免除ヲ受クル迄ノ間及其ノ後五年間選擧權及被選擧權ヲ有セス禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノニ付其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同シ

前項ノ規定ハ第十一條第三號ノ規定ニ該當スル者ニハ之ヲ適用セス

第百五條ノ二　選擧ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ヲ開カムトスルトキハ治安警察法第二條及第四條ノ屆出ヲ要セス

第百五條ノ三　議員候補者ハ選擧期日公布後選擧期日前選擧ニ關スル公開ノ爲管理上支障ヲ及ホササル限リ其ノ選擧區内ノ小學校ヲ使用スルコトヲ得

使用ニ依リテ生シタル費用及損害ハ議員候補者ノ負擔トス

第百六條　郡長ヲ置カサル地ニ於テハ本法中郡ニ關スル規定ハ島司北海道廳支廳長其ノ他郡長ニ準スヘキ者ノ管轄區域ニ、郡長ニ關スル規定ハ島司北海道廳支廳長其ノ他郡長ニ準スヘキ者ニ、郡役所ニ關スル規定ハ島廳北海道廳支廳其ノ他郡役所ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

市制第六條ノ市又ハ沖繩縣若ハ北海道ノ區ニ於テハ本法中市ニ關スル規定ハ區ニ、市長ニ關スル規定ハ區長ニ、市役所ニ關スル規定ハ區役所ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準スヘキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準スヘキ者ニ、町村役場ニ關スル規定ハ町村役場ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

第百九條　削除

第百十一條　本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

第百十二條　明治十三年第三十六號布告刑法第二編第四章第九節ハ衆議院議員ノ選擧ニ關シテハ之ヲ適用セス

第百十三條　本法ハ東京府小笠原島並北海道廳根室支廳管内占守郡、新知郡、得撫郡及色丹郡ニハ當分ノ内之ヲ施行セス

別表

選擧區		議員數
東京府		
第一區	麹町區　牛込區　四谷區　赤坂區　麻布區	四人
第二區	芝區　京橋區　日本橋區	四人
第三區	神田區　下谷區	三人
第四區	本郷區　小石川區	二人
第五區	淺草區	二人
第六區	本所區　深川區	三人
第七區	八王子市	一人
第八區	豐多摩郡　荏原郡　伊豆七島	四人
第九區	北豐島郡　南足立郡　南葛飾郡	四人
第十區	西多摩郡　南多摩郡　北多摩郡	二人
京都府		
第一區	上京區　下京區(四條通以北)	三人
第二區	下京區内(四條通以北ヲ除ク)	二人
第三區	愛宕郡　葛野郡　乙訓郡　紀伊郡　宇治郡　久世郡　綴喜郡　相樂郡	二人
第四區	南桑田郡　北桑田郡　船井郡　天田郡　何鹿郡　加佐郡　與謝郡　中郡　竹野郡　熊野郡	三人
大阪府		
第一區	東區	二人
第二區	西區	四人
第三區	南區	四人
第四區	北區	三人
第五區	堺市	一人
第六區	西成郡　東成郡　三島郡　豐能郡	四人
第七區	北河内郡　中河内郡　南河内郡	三人
第八區	泉北郡　泉南郡	二人
神奈川縣		
第一區	横濱市	三人
第二區	横須賀市	一人
第三區	久良岐郡　橘樹郡　都筑郡　三浦郡	二人
第四區	鎌倉郡　高座郡　愛甲郡　津久井郡	二人
第五區	中郡　足柄上郡　足柄下郡	二人
兵庫縣		
第一區	神戸市内　葺合區　神戸區　湊東區　湊區	三人
第二區	神戸市内　湊西區　林田區	二人
第三區	姫路市	一人
第四區	尼崎市	一人
第五區	明石市	一人
第六區	武庫郡　川邊郡　有馬郡　多紀郡　氷上郡	三人
第七區	明石郡　美嚢郡　加東郡　多可郡　加西郡	二人
第八區	加古郡　印南郡　神崎郡　飾磨郡	二人
第九區	揖保郡　宍粟郡　赤穗郡　佐用郡	二人
第十區	城崎郡　美方郡　出石郡　養父郡　朝來郡	二人
第十一區	津名郡　三原郡	二人
長崎縣		
第一區	長崎市	二人
第二區	佐世保市	一人
第三區	西彼杵郡　東彼杵郡	二人
第四區	北高來郡　南高來郡	二人
第五區	北松浦郡　壹岐郡　南松浦郡	二人
第六區	對馬	一人
新潟縣		
第一區	新潟市	一人
第二區	長岡市	一人
第三區	高田市	一人
第四區	北蒲原郡　岩船郡	二人
第五區	東蒲原郡　中蒲原郡	二人
第六區	西蒲原郡　三島郡	二人
第七區	南蒲原郡　古志郡	二人
第八區	北魚沼郡　南魚沼郡　中魚沼郡　東頸城郡	二人

第九區	刈羽郡 中頸城郡 西頸城郡	三人
第十區	佐渡	一人
埼玉縣		
第一區	北足立郡	二人
第二區	入間郡	二人
第三區	南埼玉郡 北葛飾郡 北埼玉郡	三人
第四區	大里郡 比企郡	二人
第五區	兒玉郡 秩父郡	二人
群馬縣		
第一區	前橋市	一人
第二區	高崎市	一人
第三區	山田郡 新田郡 邑樂郡	二人
第四區	勢多郡 佐波郡 利根郡	二人
第五區	群馬郡 吾妻郡	二人
第六區	碓氷郡 北甘樂郡 多野郡	二人
千葉縣		
第一區	千葉郡 印旛郡 東葛飾郡	人
第二區	香取郡 海上郡 匝瑳郡	人
第三區	山武郡 長生郡 夷隅郡	三人
第四區	市原郡 君津郡 安房郡	三人
茨城縣		
第一區	水戸市	一人
第二區	東茨城郡 西茨城郡 鹿島郡 行方郡	二人
第三區	那珂郡 久慈郡 多賀郡	三人
第四區	眞壁郡 筑波郡 結城郡 猿島郡	三人
第五區	新治郡 稻敷郡 北相馬郡	二人
栃木縣		
第一區	宇都宮市	一人
第二區	河內郡 芳賀郡 上都賀郡	三人
第三區	下都賀郡 安蘇郡 足利郡	三人
第四區	那須郡 鹽谷郡	二人
奈良縣		
第一區	奈良市	一人
第二區	添上郡 山邊郡 生駒郡 磯城郡 宇陀郡	二人
第三區	北葛城郡 南葛城郡 高市郡 宇智郡 吉野郡	二人
三重縣		
第一區	津市	一人
第二區	四日市市	一人
第三區	宇治山田市	一人
第四區	三重郡 桑名郡 員辨郡	二人
第五區	河藝郡 鈴鹿郡 阿山郡 名賀郡	二人
第六區	安濃郡 一志郡 飯南郡 多氣郡	二人
第七區	志摩郡 度會郡 北牟婁郡 南牟婁郡	二人
愛知縣		
第一區	名古屋市	三人
第二區	豐橋市	一人
第三區	岡崎市	一人
第四區	愛知郡 西春日井郡 東春日井郡 知多郡	四人
第五區	丹羽郡 葉栗郡 中島郡 海部郡	三人
第六區	碧海郡 幡豆郡 額田郡 東加茂郡 西加茂郡	三人
第七區	南設樂郡 北設樂郡 寶飯郡 渥美郡 八名郡	二人
靜岡縣		
第一區	靜岡市	一人
第二區	濱松市	一人
第三區	安倍郡 志太郡	二人
第四區	駿東郡 富士郡 庵原郡	二人
第五區	榛原郡 小笠郡 周智郡 磐田郡	三人
第六區	引佐郡 濱名郡	二人
第七區	田方郡 賀茂郡	二人
山梨縣		
第一區	甲府市	一人
第二區	西山梨郡 東山梨郡 北巨摩郡 中巨摩郡 東八代郡 西八代郡 南巨摩郡	三人
第三區	南都留郡 北都留郡	一人
滋賀縣		
第一區	大津市	一人
第二區	滋賀郡 高島郡 甲賀郡 野洲郡 栗太郡 蒲生郡 神崎郡	三人
第三區	愛知郡 犬上郡 坂田郡 東淺井郡 伊香郡	二人
岐阜縣		
第一區	岐阜市	一人
第二區	大垣市	一人
第三區	稻葉郡 山縣郡 武儀郡 郡上郡	二人
第四區	羽島郡 海津郡 揖斐郡 本巣郡 不破郡 安八郡 養老郡	三人
第五區	惠那郡 土岐郡 可兒郡 加茂郡	二人
第六區	大野郡 益田郡 吉城郡	一人
長野縣		
第一區	長野市	一人
第二區	松本市	一人
第三區	上田市	一人
第四區	上水內郡 下水內郡 上高井郡 下高井郡	二人
第五區	小縣郡 更級郡 埴科郡 南佐久郡 北佐久郡	三人
第六區	南安曇郡 北安曇郡 東筑摩郡 西筑摩郡	三人
第七區	諏訪郡 上伊那郡 下伊那郡	三人
宮城縣		
第一區	仙臺市	一人

	第二區	宮城郡 名取郡 柴田郡 刈田郡 伊具郡 亘理郡 黑川郡 加美郡 志田郡	三人
	第三區	遠田郡 玉造郡 栗原郡 登米郡 本吉郡 桃生郡 牡鹿郡	三人
福島縣	第一區	若松市	一人
	第二區	福島市	一人
	第三區	伊達郡 信夫郡 安達郡 安積郡	三人
	第四區	岩瀬郡 田村郡 石川郡 東白川郡 西白河郡	二人
	第五區	北會津郡 大沼郡 河沼郡 南會津郡 耶麻郡	二人
	第六區	相馬郡 双葉郡 石城郡	三人
巖手縣	第一區	盛岡市	一人
	第二區	巖手郡 紫波郡 二戸郡 九戸郡 下閉伊郡 上閉伊郡	三人
	第三區	稗貫郡 和賀郡 膽澤郡 江刺郡 氣仙郡 西磐井郡 東磐井郡	三人
青森縣	第一區	弘前市	一人
	第二區	青森市	一人
	第三區	東津輕郡 南津輕郡 中津輕郡 北津輕郡 西津輕郡	三人
	第四區	上北郡 下北郡 三戸郡	二人
山形縣	第一區	山形市	一人
	第二區	米澤市	一人
	第三區	南村山郡 西村山郡 東置賜郡 南置賜郡 西置賜郡	三人
	第四郡	最上郡 北村山郡 東村山郡	二人
	第五區	東田川郡 西田川郡 飽海郡	二人
秋田縣	第一區	秋田市	一人
	第二區	山本郡 北秋田郡 鹿角郡	二人
	第三區	南秋田郡 河邊郡 由利郡	二人
	第四區	仙北郡 平鹿郡 雄勝郡	三人
福井縣	第一區	福井市	一人
	第二區	大野郡 坂井郡 吉田郡	二人
	第三區	足羽郡 丹生郡 今立郡 南條郡	二人
	第四區	敦賀郡 三方郡 遠敷郡 大飯郡	一人
石川縣	第一區	金澤市	一人
	第二區	江沼郡 能美郡 石川郡	二人
	第三區	河北郡 羽咋郡 鹿島郡 鳳至郡 珠洲郡	三人
富山縣	第一區	富山市	一人
	第二區	高岡市	一人
	第三區	上新川郡 中新川郡 下新川郡 婦負郡 射水郡	三人
	第四區	氷見郡 東礪波郡 西礪波郡	二人
鳥取縣	第一區	鳥取市	一人
	第二區	岩美郡 八頭郡 氣高郡 東伯郡 西伯郡 日野郡	三人
島根縣	第一區	松江市	一人
	第二區	八束郡 能義郡 仁多郡 大原郡 飯石郡 簸川郡	三人
	第三區	安濃郡 邇摩郡 邑智郡 那賀郡 美濃郡 鹿足郡	二人
	第四區	隱岐	一人
岡山縣	第一區	岡山市	一人
	第二區	御津郡 兒島郡 上道郡 邑久郡 赤磐郡 和氣郡	三人
	第三區	淺口郡 小田郡 後月郡	二人
	第四區	都窪郡 吉備郡 川上郡 上房郡 阿哲郡	二人
	第五區	久米郡 眞庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡	三人
廣島縣	第一區	廣島市	一人
	第二區	尾道市	一人
	第三區	呉市	一人
	第四區	福山市	一人
	第五區	佐伯郡 安佐郡 山縣郡 高田郡	三人
	第六區	安藝郡 加茂郡 豐田郡	三人
	第七區	御調郡 世羅郡 沼隈郡 深安郡	二人
	第八區	蘆品郡 甲奴郡 神石郡 比婆郡 雙三郡	二人
山口縣	第一區	下關市	一人
	第二區	厚狹郡 美禰郡 阿武郡 豐浦郡 大津郡	三人
	第三區	吉敷郡 佐波郡 都濃郡	三人
	第四區	熊毛郡 玖珂郡 大島郡	二人
和歌山縣	第一區	和歌山市	一人
	第二區	海草郡 有田郡 那賀郡 伊都郡	三人

選擧區	區域	議員數
第三區	日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡	二人
德島縣		
第一區	德島市	一人
第二區	名東郡 名西郡 勝浦郡 那賀郡 海部郡	二人
第三區	阿波郡 [illegible]郡 板野郡 美馬郡 三好郡	三人
香川縣		
第一區	高松市	一人
第二區	丸龜市	一人
第三區	香川郡 小豆郡 大川郡 木田郡	二人
第四區	綾歌郡 仲多度郡 三豐郡	三人
愛媛縣		
第一區	松山市	一人
第二區	溫泉郡 伊豫郡 上浮穴郡 喜多郡	三人
第三區	越智郡 周桑郡 新居郡 宇摩郡	三人
第四區	東宇和郡 西宇和郡 北宇和郡 南宇和郡	二人
高知縣		
第一區	高知市	一人
第二區	土佐郡 吾川郡 長岡郡 香美郡 安藝郡	三人
第三區	高岡郡 幡多郡	二人
福岡縣		
第一區	福岡市	一人
第二區	久留米市	一人
第三區	門司市	一人
第四區	小倉市	一人
第五區	八幡市	一人
第六區	若松市	一人
第七區	大牟田市	一人
第八區	早良郡 糸島郡 糟屋郡 宗像郡 筑紫郡 朝倉郡	三人
第九區	遠賀郡 鞍手郡 嘉穗郡	三人
第十區	三井郡 三潴郡 浮羽郡	二人
第十一區	八女郡 山門郡 三池郡	二人
第十二區	企救郡 田川郡 京都郡 築上郡	三人
大分縣		
第一區	大分市	一人
第二區	大分郡 北海部郡 南海部郡 大野郡 直入郡	三人
第三區	速見郡 東國東郡 西國東郡	二人
第四區	宇佐郡 下毛郡 玖珠郡 日田郡	二人
佐賀縣		
第一區	佐賀市	一人
第二區	佐賀郡 神埼郡 三養基郡 小城郡 東松浦郡	三人
第三區	杵島郡 藤津郡 西松浦郡	二人
熊本縣		
第一區	熊本市	一人
第二區	飽託郡 上益城郡 下益城郡	三人
第三區	玉名郡 鹿本郡 菊池郡 阿蘇郡	三人
第四區	葦北郡 八代郡 球磨郡	二人
第五區	宇土郡 天草郡	二人
宮崎縣		
第一區	宮崎郡 南那珂郡 北諸縣郡 西諸縣郡 東諸縣郡	三人
第二區	兒湯郡 東臼杵郡 西臼杵郡	二人
鹿兒島縣		
第一區	鹿兒島市	一人
第二區	鹿兒島郡 揖宿郡 川邊郡 日置郡	三人
第三區	薩摩郡 出水郡 伊佐郡	二人
第四區	姶良郡 囎唹郡	二人
第五區	肝屬郡 熊毛郡	二人
第六區	大島郡	二人
沖繩縣		
第一區	那覇區	一人
第二區	首里區 中頭郡 國頭郡	二人
第三區	島尻郡 宮古郡 八重山郡	二人
北海道廳		
第一區	札幌區	一人
第二區	函館區	一人
第三區	小樽區	一人
第四區	旭川區	一人
第五區	室蘭區	一人
第六區	札幌支廳管内 後志支廳管内	二人
第七區	空知支廳管内 浦河支廳管内 室蘭支廳管内	三人
第八區	函館支廳管内 檜山支廳管内	二人
第九區	上川支廳管内 留萌支廳管内	二人
第十區	網走支廳管内 宗谷支廳管内	二人
第十一區	根室支廳管内 釧路支廳管内 河西支廳管内	二人

本表ハ十年間ハ之ヲ更正セス

附　則

本法ハ次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス

本法ニ依リ初テ議員ヲ選擧スルニ必要ナル選擧人名簿ニ關シ第十八條乃至第二十條第二十四條第二十六條第二十七條ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ其ノ期日又ハ期間ヲ定ム但シ其ノ選擧人名簿ハ次ノ選擧人名簿確定ノ日迄其ノ効力ヲ有ス大正八年法律第六十號ハ之ヲ廢止ス

〔島田三郎君登壇、拍手起る〕

○島田三郎君　諸君、唯今說明を致しまする議案は衆議院議員選擧法中改正法律案、本案は大正八年に改正を加へられた其元の法律、即ち現行法律は明治三十三年法律第七十三號であります、之に改正を加へまして、そして此の法律の成立つた後に行はれる選擧に、之を實行すると云ふことになつて居りまするから明治三十三年の法律も實際存じて居ります、此場合之に改正を加へたものも存立して居ります、本案を提出致しまする順序と致しましては、大正八年のものゝ改正を廢して、それを現行法律の明治三十三年法律第七十三號に改正を加へる、斯う云ふ形式に依て提出せられて居ります、之を說明致しまするのに、唯今議題となつて居りまする本案を概略說明致しまする、其要旨は大分細かく論じまするは非常に多岐に渉ります、要するに其大眼目は、財產の上に對する選擧資格を改めて、人其者に對する所の選擧資格とすると云ふのが大精神でありまして、そして是は納稅資格の條件を改めまするので、是が大眼目である、若し細かに論じますると、唯今の改正法律案は、四十六條に手が著けてございまして、そ

して改正し、補足し、削除した所のものがあります更に之に別表が附いて居ります、是は皆な唯今述べました所の大精神を實行する爲めに必要なる條件を各條に向つて改正を加へたのでありますから、唯今第一讀會の場合に於いて其の必要なる所を論じまするのは、要するに選擧資格中の納税條件の撤廢と云ふことが、眼目でありまするから、之れを論じまして諸君の聰明に訴へて公正なる判斷を希ひまする譯であります、是れは憲法附屬の法律であつて、極めて重要なものであります、又内外の形成に稽へて、大に愼重にも愼重を加へて、全く是れは國民の判斷を議會に代表して論ぜられたと云ふ所の其の性質を具へたいと本員は切望に堪へぬのであります、此の意味を以つて諸君に尊嚴なる所の議事として、一層御愼重を煩す譯であります、之れを一言して申しますれば、物に對するところの資格を改めて、人に對する所の資格に引直すのでありますから、思想に於いては根柢の大改新であります、言葉短しと雖も此の中に含まれたるところの意味は極めて深遠であります(拍手起る)如何なる意味であるかと言へば階級制度の打破、如何にして階級制度を打破すると申しますれば、選擧權の大擴張であつて、世に稱する普通選擧案であります、此の意味を以つて諸君に御聽を煩しまするが、是れは新たに起つたる精神に非らずして、温ねますれば遡つて五十三年以前、維新の大改革の精神を此に實行致すに過ぎぬのであります、(拍手起る)諸君の耳に熟して居るところの問題であります、更に普通選擧案に關係致しましては今を距る十二三年以前に、此議場に提出せられまして審議せられ、一たびは不幸にして僅かの差を以て否決せられまして、再度に至つては此議院を通過して貴族院に送つた所の精神は、五十三年以前に遡つて、最早私が更めて、諸君の御聽を煩す程の急問題ではないのであります、若し新しき意義を之に附加へましたならば、世界の大勢が此促進を促すのであります、更に重要なる意義を附加へますれば時の問題であります、内は國民の思想の上に、階級制度に反對して其不便を除かんとし、外は世界の大勢に促されて、國の體面、國の進歩を促して、列國と雁行馳騁致しますには、是非とも内部に此改正を爲さねばならぬと云ふことを深く信ずるものであります、(拍手起る)明治大帝の御遺訓を茲に實行致しまして維新革新の精神を世界の機運に循行して實行すると申したら、此上の説明は最早要せぬと考へまするけれども併ながら尙ほ世の中に守舊論者が之に向つて惑を持つて居りますから、詰まり惑を解くの説明として御聽下されば宜しいのであります、(拍手起る)滿場の諸君の中に惑へる者無しと假定めて見ると、甚だ禮儀を失つた所の説明かも知れませぬが、不幸にして、惑へる者あれば諭さゞるべからず、院の内外に之れ有りとすれば、議院の壁を通じて、國内の惑へる者の心目を覺醒致しまする所の議論であると云ふことを、御寬容下されんことを切に望むのであります、(拍手起る)回顧致しまするのに、七百年の武權を廢めて、引續いて封建の制度を改めて諸侯をして封土を奉還せしめ、特權を有する所の武士の權力を收めて、さうして名は華士族の區別あり、平民の區別ありと雖も、要するに庶民と共に國を統一し、庶民と共に國威を外に張ると云ふのが、明治大帝の深き思召であつたと云ふことは、何人も異論の無い事であると私は思ひます、(拍手起る)其實行方法として、如何なるものが現れたと申しますれば武士の特權を廢めた結果と致しまして、事有れば擧國國を衛るの義務を負はせられた所の徵兵制度が行はれたのであります、是まで教育の利益を占め特權を占めて居つた所の制度を根柢に改めまして、普通選擧の實行となつたのであります、是等の事柄を考へて見ますれば、明治初年の精神は平等の主義である、皇室を中心に奉じ奉つて、庶民均しく國民として皇室に仕へ奉ると云ふのが、明治改革の大精神であると云ふことは何人も異論の無い事であつて、最早區々たる私の拙き辯論を俟たぬのであります(拍手起る)此事の發展は如何に現れて來たか、政治的に現れて議會の開設となつたのであります、之が爲めに人心内に振ひまして、國威外に伸びたのであります、現時は之と反對で、五十三年の年を經まして總ての天然物は自然の伸張のあるに拘らず、不幸にして反動の勢が起つて、階級の思想熾んにして、階級制度の復活せんとする憂のあると云ふことは、大に歎ずべき事ではありませぬか、(拍手起る)之が爲めに不幸にして吾々の眼に映ずる所の内外の形勢は、國威外に振はず、人心内に安ぜずと云ふ所の、憂ふべき形勢が現れて居るのであります、(拍手起る)之を挽回へすのに如何なる方法を以てするか、他なし、明治大帝の御遺訓を奉じて、明治の初年に振うたる所の精神を茲に活躍せしむると云ふことより、他に何の計は無いと私は信じて居ります、(拍手起る)今日の有様は如何であるか、屢々此議場に事實を擧げて論ぜられたる如く、列國に對する所の協調甚だ密ならずと云ふことは、如何なる公平の眼を以て見ましても現れて居るのであります、事實が之を證明して居ります、露西亞に對する所の事柄に一定の政策無く、外と協調すべき必要のあるのに拘らず、其協調足並に揃はず、それに向つて疑を容るゝ所の國、一に非ず二に非ずと云ふのは、外に對して甚だ憂ふべき形勢であると思ひます、日支の親善と云ふことは、日本の存立發達に對して、缺くべからざる所の要件基礎であるに拘らず、日支の間は頻々として彼に日貨の排斥あり、彼に學生の反對あり彼に既に約したる條約不履行の形跡あり、之に向つて親善なるべき所の列國が疑を容れますれば同情我に在らずして彼に在りと云ふ形跡を見るに至つては明治初年の國威外に振ひ、人心内に振うた時の形勢に較べて見ましたならば、五十三年の日本の進歩と云ふものは、此點に於て退歩の形勢を現して居ると云ふに至つては、實に憂ふべき事であると私は思ふのであります、(拍手起る)内外の情勢は行詰つて居ります、之を一掃するには如何にしてするか、再び繰返して申します、明治大帝の御遺訓を遵奉して斷然たる所の改正、憲法の最も脈絡の國民と繋がるべき所の選擧法を改正すると云ふことが、憲法的運爲であつて、若し此機を逸して國民に不滿の氣を長せしめると云ふことがありましたならば、議院と國民との聯絡は絶えて、憲法的機關を通じて國政を改革すると云ふことの機關を逸し去らしめると云ふことは、國運に於て容易ならざる所の危殆であると私は考へるのであります、本案の提出の精神は、先づ此精神に基いてやつたのであります、明治三十三年の選擧法、人口も變ります、人口の調が隨て變りますけれども、選擧者が百五十萬弱であります、大正八年に之を改めて未だ實行せずして、何れの場合に於ても選擧のある時に實行せんとする場合になつて居りますが、二百八十萬强であります、五千七百萬の人口に對して極めて少數であつて、眞に國民を代表して居る所の、國民に基礎を置いて居る所の選擧法に非ずと斷言するも、決して此數が然らずと答へますのに於て、私は何人も異論は無からうと思ひます、(拍手起る)其結果として如何でありませうか殊に外交に於ては國民の理解無く、國民の同情無く隨て國民の後援無しと云ふことに至つては、明治初年の國運に比して如何なる違がございますか、明治初年を待たず、支那に對して、事有りし時、無限の同情と無限の外援は、國民の間に彌蔓したのであります、露西亞に對する所の國難に當りましては、全國奮つて出征する者も、後に立つ所の國民も、殆ど同心一體の感情を動かして、强き後援を與へたのであります、けれども唯今寒荒の野に其身を曝して暴民と戰ひ、更に氣候と鬪つて居る所の七萬の勇敢なる軍人に對して、國民が何の同情を持ち、何の利害を感じ、何の後援を與へて居りまするか、私は此軍人に對して、國民の後援なきを遺憾とすると共に、國民の後援なからしむる所の政治に向つて、滿腹の不滿を感ぜざるを得ぬと思ふのであります、(拍手起る)内地の問題に至つては如何でありますか、生活問題――生活を卑む勿れ、人は精神のみに活きるものに非ず、精神に活き、且つ肉體に活きて、完全なる所の人生を全くすると云ふのが人類の自然性でありまする、然るに現在は先づ以て賢となく不賢となく、學識ある者と無きとに拘らず、生活に脅されて居る者が最大多數であつて、其利益を占めて居る者は最少數である、新たに起つたる所の階級制度の弊害が、茲に著しく現れて居ると云ふに至つては、先づ以て之に向つて反對の鋒を向けねばならぬと私は思つて居ります、(拍手起る)隨て肉體より及ぼす思想、殊に精神活動を試みて居る所の種類に至つては、教育家と云はず、軍人と云はず、政府の外と云はず、政府の内と云はず、官吏も之に惱み、教育家も之に惱み、軍人も之に惱み、隨て無形の文化を維持して居る所の種類は、悉く有形的の脅を受けて無形的の精神が振はざると云ふことに至つては、日本文明の退歩を促す所の狀態であると私は思うて居ります、(拍手起る)是は何故である、根本問題に觸れずして、一の理想無く、一の希望無くして、唯だ目前を――今日だけ凌いで居ると云ふ、此定策無き所の政治の結果であると私は思ふのであります、(拍手起る)若し之を以て國民の生活と密接なる議會ならしめて、二百五十萬の投票に依らざる議會たらしめれば、疾くに此不平は民間に囂々たる聲の起

らざる中に、議會の中に、宿弊の弊を放たねばなりませぬが、不幸にして議會の中の弊は多數之に反對であると云ふに至つては、此議會の改造の必要があると思ふのであります、(拍手起る)此議會改造は外ではありませぬ、直接運動を私は嫌ふのである、何所までも憲法的順序を經て改造をすると云ふのが進歩を望み、平和を望む良民の希望でありまするが故に、本員は良民を代表するを以て自ら任じて、此良民の聲を茲に御聽に達するのであります、(拍手起る)生活問題は斯の如くなり、私は政府以内の事を言ふことは、政府は餘り御承知であるから言ふのを要せぬかと思ひます、併ながら政府以内の事は、却て其長官の上に立たるるが爲めに、其政府以内の不平は政府以内の長官に聞えずして、吾々の如き者に聞えると云ふに至つては、是は變態と云はざるを得ぬと私は思ふのであります(拍手起る)綱く豫算を編成する所の大任を帶びて居る所の大臣の手許に昨年に當つては主計局の人々が連合をして増給の運動をやつたと云ふ事は、實に驚くべき現象ではないかと私は思ふのであります、(拍手起る)更に直轄せられて居る所の税務官吏が、其税を取調ぶるに當つて、意外の手に瀆を染めたと云ふことで、刑事被告人となり、裁判は如何に結局すべきかは未だ確定は致さぬやうに見えまするけれども、東京より神奈川縣に亘つて多數の收税吏の疑獄が起つたと云ふことに至つては、私は其人を責めんよりは、寧ろ精神的に働く所の者は、民間に於ても亦政府の中に於ても、其生活を脅威せられて居ると云ふ事が斯の如き惡結果を現すので、其罪は咎むべく、其人は同情すべきものであると私は斷するのであります、(拍手起る)若し之をして筋肉勞働者で、自由に活動することを得せしめたならば、恐くは大藏省内に「ストライキ」が起つたであらうと思ひますが、流石は體面を重んずる所の人々であるから、之を表面に現さずして一つは増給の運動となり、一つは收賄の罪に問はれんとするに至つたと云ふことは、其情極めて憫むべし、其長官たる所の人が、良心の刺戟如何ばかりであるかと私は待構へて居つた所が、其事に至つては一言も無く、或大臣は、世界の形勢に依て、物價が騰つたならば増給すれば宜しい、幾ら増給されるかと云へば、五割から七割位ゐの増給である、物價は三倍になつて五割の増給、決して其不足を補ふことは出來ないのであります、而して其俸給の爲には國民は増税を課せられて居つて受取る所の人は三倍の損害に向つて、五割の償を得ると云ふ事に至つては、上下共に損害を受けるのでありまして國民の不平――此議會に若し自由の投票を許されたならば、議會の中に先づ此聲を揚げる者多數でなければなりませぬのに不幸にして我同志、並に同志の御方の集團だけが之を揚げて他の御方は之に共鳴せられざる如き形勢のあると云ふ事は、議會其ものが最早改造時代に進み入つたと私は思ひます、(拍手起る)之に向つて「のう」と言ふならば數字の御答を伺ひたい、物價は三割であつて、増俸は七割五割であるから、損得分明、何人が之に向つて慰の言葉を與へることが出來ませうか、而して此五割の増給も民間より徴税して、數多の間接税となつて現れるか、或一部の直接税となつて現れるか民も苦し、之を受取る所の官吏も苦むと云ふに至つては、明治大帝の宣はせられたる如く、庶民をして其志を遂げ、人心をして倦ましむる勿れと云ふのは、明治大帝の明治初年の改革に方つて、五事の御誓文の第三箇條でありまするが、今は民倦疲れて居ります、人心悉く不滿であります、何故に是が議會の中に大なる聲を以て反響せざるか、投票權の分配其宜しきを得ずして、投票權の區域甚だ狹からざるが爲めなり、それ故に民の心議會に反響せずして、庶民其志を遂げることが出來ずして人心倦疲れて居ると云ふことが、議會の信用の上に何の影響がありまするか、顧みて見ますれば、議會の開かれたる當初に當つては、請願書山の如く集つたのでありまするが近時に至つては請願書の數が減じたと云ふのは、請願に依て望を遂げる能はず直接行動の優れるに如かずと云ふ、此危險の隱伏して居るに非ざるかと云ふことを私は疑ふのであります、(拍手起る)斯う考へて見ますると、最早議會の大改造を要する、議員の任期は四年であります、各自の利益を顧みて、區々たる利害に囚はれて居ると云ふことは、人の代表者である所の御同樣甚だ恥づべき事ではありませぬか、(拍手起る)明治初年は如何なる人に依て改革を遂げられたかと申しますと、明治初年には青年先づ活動して、壯年之に應じ、老年の人之に追隨すると云ふことが明治初年の改革の大に振うた所以であります、それ故に幕府を廢め、諸侯を廢し、武士を廢め、國民同じく國を衛り、國民同じく智德を養ふと云ふ普通の教育が行はれ、徴兵令の行はれたと云ふことを考へて見たならば、明治初年の先輩に對して、今日此議會に居る所の御同樣、甚だ相濟まざる所の感じが起つて、吾輩先づ此怠慢を謝さなければならぬと思ひまするが、諸君、如何に感ぜらるゝか、僅に四年の期限を持つて居つて信任あらば繼續すべし、四年にして民の信任盡きたならば去るべしと云ふのが、進退潔くして、國士の風格此間に存するのでありませぬか、各々の利害から打算致しまして、選擧權の擴張を抑へると云ふやうな御方は、此場所には有りますまい若し有らば聲を鋭くして責めなければならぬ所の、私は一大事であると思ふのであります(拍手起る)是が大體國内に於ける、外に又對しての關係を説明するのに足りて居ると思ふ、今の所で之を喜ぶ所の種類は何ぞや、即ち明治元年以前の社會に喜んだ種類の人が、今日茲に喜んで居るのであります、明治以前には如何なる社會であるか階級を重んじ、閥を尊ぶ所の社會で、二百五十年を無事に過したのであります、此事は最早時勢に適せずと云ふので、明治元年の改革になつたのでありますから、要するに階級制度に反對する所の内の要求と、之を促す所の外の世界の形勢が、明治初年の日本に大なる改革を促して國威を振ひ、國内を統一する所の一大快擧が行はれたのであります、唯今存して國民多數の人の反感を買うて居るものは何ぞや、曰く藩閥なり、曰く軍閥なり、此軍閥と藩閥は、最早日は西山に傾かんとして居る時に新たに起つたのは黨閥であります、更に新たに起つたのは財閥であります、藩閥未だ盡きず、軍閥尚ほ餘力を收めずして、黨閥之に加はり財閥之れに乘じて此の少數の人が日本を支配して居ることが、若し私の推定の如く眞實であるならば、慶應二年三年の日本は、大正の八年九年に稍々髣髴たりと私は極めて前途を痛憂するものであります、(拍手起る)斷然と更に之れを讓るだけの雅量を持つて居つたならば――明治初年に政權を還した人の雅量を持ち得ぬことであるならば、明治初年に快く封土を返上し、快く政權を返上し、快く士族の籍を去つたところの學識今日に及ばず、意氣今日に優れざる先輩の人に、罪を謝さなければならぬと私は思うて居るのである、其の移變を促す手段は何ぞや、選擧權を擴張して、多くの人に投票權を與へると云ふことが憲法的であつて、進歩的であつて、更に平和的であると云ふことであるならば、之れに向つて異論は無かるべき筈だと私は思うて居る、併しながら茲に小別けに申して見ますると、此の大體論よりは少し説明を要するものがあります、[illegible]作が元來是は、根據の有る所の理論に起つたものでないと云ふことを私は信じて居る、今日に幸にして政府黨の御方に雅量が有つて、さうして日程を變更して第一に吾が同志と共に提出したる所の本案を第一に議せしめて、十分の時を與へられたることに向つて其雅量を賞し其同情を私は感謝するのであります、それ故に思ふ所のものは多岐に亙ると雖も、諸君の御清聽を乞ふのであります、元來税を以て選擧の資格とすると云ふことは、一も政治哲學に根ざした所の理論でないと云ふことを私は確信して居ります、最初に憲政を兎に角培うて兎に角拵上げたのは英國であります、英國であります、英國の此起原は、封土を有して居る所の我國の大名に等しき所の人々が專制の王權に對して其權力を制せんとする活動の現れたのが、所謂歷史上に名高き大憲章と云ふものになつて現れたのでありますから、こちらで申して見ますれば、大なる地主の頭分が集つてやつたのであるから、無論地面を持つて居る者が、投票權を有つべきものと云ふことの結果を現したのであります、是から年を經て段々是が擴がつて、農工商が新たに富を造るに至つたから、租税を徴收する、所得の爲めに是等の人を呼集めたと云ふのが根元であるから勢ひ財産の制度と云ふ事が段々と因襲を重ねて、其間に僅かな變化はありますけれども、是が進化し―是が進化して現代の平等的思想に是が進化して、遂に最近に至つて普通選擧が現れたのであるから、政治哲學の原理に基いたものは、決して制限選擧でない現在世界を支配して居る通有の性質は何であるかと申しますれば、人を土臺として物を土臺とせぬ是が眞理であります、人有つて人の用を爲す物質してありますから、更に人の働も亦物件に非らず、世界の現狀として我國も亦其同盟の一となつて現はれた巴里の講和條約の中の勞働規程の第一條として、勞働は物品に非ずと云ふこと無形の人の働すら最早物品に非ずと之を制限するのでありますから、況や國民たる資格を人々有すべきと云ふ此原理を知るに當つて、何故に區々たる財產に制限を立て、區々たる

納稅資格を置く必要あるか、此點に至つては、政治哲學に依て促された大陸諸國の憲法歷史英國の如く長からずと雖も、一躍して普通選擧にしたと云ふ事之を土豪と、人權を重んずる所の理論から現れたものでありまして、其點に於て英吉利より後れたりと雖も、選擧の一段に至つては、歐洲大陸の諸國殆ど取除け無く普通選擧になつたと云ふことは、既に今日に在らずして往年に在るのであります、唯だ此間に今日に至る迄僅に世界に名前ばかりであつて、兎に角憲法を有して居る所の國で、それで財產制限、納稅資格を宛行つて居る所の國は何れであるかと申しますれば、私は不幸にして中には同盟の國もあります、中には特別の條約を結んで居る友邦もありますから、私は此國に向つて禮を失ふことは好まずと雖も、眞理の研究に至つては憚るべき事がないから其列國を擧げますれば、長い間最早死に頻して居ると云ふ我國に關係のなき所の土耳其が、制限選擧を有つて居ります、又一國として獨立する能はずして戰爭の前には墺太利の聯合であつた、半獨立國と云ふが、半獨立國にも行かない所の匈牙利が制限選擧を有つて居ります、其他は鄰邦の支那國であります此筆頭に立つのが日本帝國であると云ふならば、日本國民は之に甘んずることが出來ぬ、私は諸君の良心に問ひたいのであります(拍手起る 此土耳其現在の形勢は如何、匈牙利の躓いて漸く足を立てんとして居る所の此小共和國は如何、支那に向つては私は之を批評を加ふるは隣邦に對して禮儀を失ひますから敢て之に批評を加へずして諸君に其形勢如何を見よと云ふ一言で之を止むるのであります、(拍手起る)我國は世界と對立をしたいと云ふので明治初年に御同樣努力した、吾々少年たりと雖も此事に向ては大なる感激を生じて、微力を効す事に少しも時と精神を厭はなくて、諸君の後へに附いた者であります、如何なる事であるかと申しますれば、先以て治外法權を撤廢すべし、關稅の獨立を要求すべし、是が明治初年に當つて、內治の統一を了へて、階級制度打破に次いで、次に起つた所の對外思想であります特殊國となる事を甘んずる能はずして先輩が努力した、我日本帝國は今に當つて選擧の事に就ては土耳其と肩を並べ、匈牙利と肩を並べ、支那の後へに立つて是で甘んじて我が位置、之に依つて安しと云ふ事になつたならば、國恩に背き、明治大帝の御遺訓を奉ぜざる人々であると、私は之を擯斥しなければならぬのであります、勞働問題に至つても此通りである、勞働問題に至るとどう云ふ事がある、こちらの勞働團體を許さぬと云ふ事で、資本家の擁護者たる所の政治家は凡ての勞働者の結付を拒絕して居つた、資本家は相談をすることが出來るが、勞働者は相談をすることが出來ないと云ふことで過去つて居つた、世界の大變に逢ふて思掛なく不肖ながら吾々同志の人、吾々自身、矢張今回の平和會議と云ふものは、昔の歷史の平和會議に非ず、地の分割合併に非ずして、二つの問題の起ることを豫期して居つた即ち對外の關係に於ては、永久平和の聯盟を立てたいと云ふ思想が動いて居る、戰爭の間だけ擧國一致でやつて、戰爭の間だけ暫く待つて吳れゝば――戰爭が熄んだならば、勞働者に適當の待遇を與へると云ふ議論が盛んであつたから、勞働問題は必ず此平和會議に起ると思ふたらば果して起つた、行かれた所の委員諸君は、不意打を喰つて頗る狼狽せられた又勞働問題の條約引續として、第一回は華盛頓市に開かれたときに我國の勞働者は孤立して居るのみならず、選むべき勞働團體の設がないから選ばれた委員の資格を調べられたと云ふに至つては、國の體面として、諸君は甘んじて長く此狀態を續け居ることを、快しとするか否やと云ふことを問はなければならぬ、元來東洋の思想は、勞働其のものを卑むのでありますから、勞働問題に興味を有たないと云ふのは、是は世界の大勢を知らざる、舊思想家の胸中は左樣でありませう、併ながら人格を重んじ、人を以て目的と爲して物を以て人に仕へしむるのが正しき哲理であり正しき所の正論であるならば、勞働問題は世界の大問題の第一項に置くべきと云ふ事を理解しなければならぬが日本だけはまだ其程度に進まないからと云ふので特殊の扱を受けた初に當つて、其資格を調べる所の詰問的の問を發したのは何處の國であるかと云へば和蘭の勞働代表者、白耳義の勞働代表者である、國としては日本は五大國の一なりと自慢し又自負して居りますけれども、文化の程度に至つては勞働問題の一事に至つても和蘭の委員に詰問せられ、白耳義の委員に詰問せられ、辛うじて其鋒先を遁れて特殊待遇を受けたから、先づ安心として歸られたが、其特殊の待遇者の御連れは、曰く印度なり、曰く支那なり、曰く日本なりと云ふに至つては、諸君は斯の如き事に甘んずることが出來るか又勞働の團體と云ふものは、どうしても次の國際勞働同盟會議に於ては、是非共團體を造つて選擧をするだけの基を立てなければならぬのでありますから國際關係上勞働代表者を出すと云ふ所の團體を許すべき法律が無ければならぬ、之に向つても政府は遲遲逡巡してまだ考が定まらぬと――此議會が立つまでは、まだ考が定まつて居らなかつたやうでありますが、近日農商務省の調査として此議會に現はれるだらうと思ふが、それも極めて不徹底のものと承つて居る、併ながら見ざるもの知らざるものを謹んで評しませぬが、兎に角諸外國、又自ら稱して文明國の列に居ると云ふことを心に期して居る我日本人民は、上は 陛下の御威靈に對し、特に明治先帝陛下の御威靈に對して、國をして其威力を列國の間に墜さしむると云ふに至つては、臣民たる者忍ぶことは出來ぬのでありますから、此問題に就ても大に注意を拂はれんことを望むので、是が選擧問題に關係しますから、諸君の寬恕を乞うて茲に論及したのであります、勞働者は選擧團體を有つて居らぬ、是から選擧團體が出來て來る、併ながら國際に於ては世界の勞働者と席を並べる所の代議人を選ぶのである、之に何の納稅資格が無いのみならず、憲法立つてより昨年三十年の記念の祝賀會を開いた、此帝國議會の議員を選ぶ所の人民に對して、遡つて地方議會に於て屢々議會の經驗をした所の此國民は、三十年以後にまで尙ほ納稅資格を以て大切なる箇條で、唯々國民たる資格を以ては選む事が出來ないと云ふに至つては不合理不論理も此に至つて極まれりと私は思ふ、(拍手起る)是に於て理論として最早普通選擧に反對の聲を聞くべき道理が無いと私は此議場を見渡して斷言するのであります、もう一つ私茲に向つて申して見たい、繰返して言ふのは階級制度に對する所の反感であります、どう云ふ事であるか、それは稅と云ふものを拂はなければ身元が確かでない、斯う云ふ考を有つて居りまするが、是は非常な誤であります、直稅と云ひ間稅と云ひ、稅を拂はざる者、日本國內に生活して居る者が一人もあるか、人に附屬して居る者は別段でありますが、物價が高ければ更に間稅の重味は非常に多いのであります、何人か稅を拂はざる、稅が其人の資格の決して保險にはならぬ、是は斷言する所であります、更に其弊は如何今日物資に重きを措いて人間に重きを措かず、租稅に重きを措いて國民其者に重きを措かざる所の其思想の誤れることが、事實政治家の弊害として現れて居つて、所謂特權者階級の利益となつて、一般多數の庶民には其利澤が及ばないと云ふに至つては、國政を議する所の議會が一日も看過することが出來ない、私は教育の普及を望む、教育の上進を望む、併ながら今の爲政者の眼中には。貧しき人に洽く慈德を及ぼさうと云ふ所の普通教育、教育令の制定の當時精神とは、背馳した所の精神を有つて居らるゝかは疑はしむるのであります、高等教育の學校に向つては、厚き所の金を配付せられた、併ながら吾々は想ふ、高等教育に入り、大學に入ると云ふ所の人々は、財產に餘地のある所の人と云ふことは言はずして知れた事である、況や私立學校の續々として起り罕に觀る所の篤志家か私立學校を助けて、官立學校との區別を撤廢せしむるが緊要なりと云ふ思想が、大に動いて居りますから、是は誘うて段々進めますれば、補ふことは一般の貧しき人に學校の利益を及ぼすよりは、尙ほ爲し易いと思つて居りますが、一番先きに手を著けられたのは高等教育の方面であつて、一般の低き所の教員の饑渴を嘆ずるのは、一向之に向つて耳を傾けない形跡があると云ふことを言つて、決して侮辱の言葉、讒誣の言葉でないと思ひます、何故ならば一番初に配付せられて恩澤を及ぼしたのは高等教育の方で、普通の教育の方ではない是は何であるかと云ふと、階級制度、階級制度を思想として立つて居る所の總ての政治機關が、斯の如き思想を當路者をして懷かしむる所の根柢の弊害であると思ふ、稅に至つても左樣であります、一度全國の財權を握つて居る所の銀行家、其他重なる富豪の人が活動致しますれば、政府の提出の案に、政府自ら進んで之に修正を加へ兼ねまじき所の氣勢を示して政府を援けらるゝ所の御方々が之を起案して、政府直ちに同意をせられて之を變せられたと云ふことがあるが、貧しき人の叫ば何人の口を通して議會に反響致しまするか、此洽く人を苦しめる生活問題と物價を洽く高からしむる所のものは、政府誤つて世界の物價が騰つたから日本の物價が騰つたと言ふが、世界の物價と全く關係ない物價も騰つて居ります、漬物の種類は外國人の賑う所で、木炭の種類は石炭を唯一の燃料として居る外國には一切需要ない

物でありますが、是が騰つたからして、世界の物價が騰つたから騰つたと云ふ辯解は立たないのであります、是は通貨の政策を誤つた結果、總ての物價を高からしむる所の影響であると云ふことは眞實であります……（此時發言する者多し）御靜なさらず、緩り御聽なさい、時を與へられたから私は緩りやります、何と御騷になつても此壇を降らないのであります、總て生活問題にしろ、經濟問題にしろ、教育問題にしろ總てのものが、階級制度の弊今や國內に彌蔓して居ります、極く直言して申せば――是は疑問であつて私は明言するに忍びないが、徵兵制度に於ても、高き教育を受ける者は免れて、資產貧しく教育の尙ほ足らざる者が多く徵兵に應ずると云ふ現況に至つては、是亦普通選擧を促進せざるを得ない所の、一大原因であると私は思ふのであります、（拍手起る）世の人は恒の產ある者は恒の心ありと云ふ古き支那の典籍を引いて、金で以て人の資格を量らうとするが、是は決して現代に通用すべき所のものでないと思ふ、併ながら此理論を諸君に證明するには、更に時を要するのである、諸君が御迷惑だと云ふ顏色を見て私は此理論を略します、實例を以て說明したら、諸君は直ちに自覺せられるであらう、凡そ財產を以て制限し、納稅資格を以て制限する最も高き最も著しき實例は、外國に索めずして我國に索めて見たら、多額納稅の選擧より最も著しいものは無いと思ひます、各府縣に於ける最多額の納稅者十五人が互選するときに、果して此間非難すべき所のものが無きや否や、或縣に於ては銀行の切手が舞うて飛んだと云ふことである、僅に酒を飲ませた、辨當を食べさせたと云ふ種類のものに非ずして、千金又は百金と云ふものが――此人數は十五人であるから、制限選擧の最も理想的のものである、納稅は最も多いのであるから、納稅資格も理想的のものである、此間に屢々醜聞を流し、屢々刑事被告人となり、確定して有罪者を出すに至つては、納稅資格何の効力ある、之を許らずして僅か三圓の稅が保證になるなどと考へて居ることは、現代の人に非ずして百年以前の僅に孟子を訓讀した所の恒產ある者恒心ありと云ふ論者の亞流であらうと、私は之を擯斥しなければならぬと思ひます、此制限選擧と云ふものは、歐米に試驗せられたものでありますから、私も矢張歐米の思想も取混ぜて御話をする必要あると思ふのでありますが、昨年正月の頃瑞西の「ベルン」に開かれた所の改革團體代表者の集會に於て、英吉利より參加した所の「スノーデン」夫人が斯う云ふことを言つた、是は他山の石として吾々の矢張耳に觸れて居るから、大に國威の伸張と國家の信用の上に參考資料となると思ふて居るから、私は諸君の御聽に達するのでありますが、「スノーデン」夫人が斯う云ふことを言つて居る、「吾々は此度諸國の改造の助をしたいと思ふて集會をして、唯だ憾らくは唯今五大國の一と稱して居る所の或國が――流石に同盟國の人民であるから明かには指さないけれども吾々日本國民としては、直ちに神經を刺戟せられるのであります、何と言つた、「五大國の一として世界の世話役を務めて居る所の其國は二百萬か三百萬の選擧人で選擧した議會を持つて居るさうであるが其人口を調べて見れば六千萬未滿である六千萬未滿の人民の中三百萬未滿の人が選擧した此議會は少數者の意思を愿へて居る所の議會である、それ故に名は立憲國であるが、眞實は專制國の色を帶びて居るではないか之れを世話人として其の下に働いて國際聯盟を委すると云ふことに就ては頗る元氣がない」と云ふことを言つた、是れは私の架空の說に非ずして、處は瑞西であつて、人は英國の婦人であつて、其名は「スノーデン」と云ふ一の巾幗者流婦人をして、我が帝國の信用を斯の如く嘲らしむることを耳にせざれば、則ち無感覺でありませうが、一たび耳にした時に方つては、慨然として日本の現狀を歎せざるを得んやと私は思ふのである、（拍手起る）是でも國に信用があつて國威が伸びるか（「淺薄」と呼ふ者あり）何とでも仰しやるが宜い、世界の國民と日本全體を對手にするのであります、併ながら淺薄でない證據を私は是から御話を致します、政友會の前身は如何なるものから發達せられて、今日の盛大を致されたのであるか、當初を繹ぬれば自由黨があつて、板垣君が老いて其席を伊藤公爵に讓られたのが、即ち政友會の歷史であります、吾輩他黨の論ずる所ではないが事實明白である、其自由黨の當初勃然として起つて明治改革の重任を帶びて、更に國政の改革を企てゝ國會を開き、國憲を立てんとした時の一大項目は何であるかと云へば、普通選擧であつたと云ふことは、年を取つた御方は御承知であらうと思ふ（拍手起る）其の後を承けた末流が――（「普通選擧ぢやありませぬ」と呼ふ者あり）普通選擧であります（「ありませぬ」と呼ふ者あり）あります、ありませぬければ宜しい、ありませぬと云ふならば私は前身は問はない、現在の政友會の御話を致しませう（「末流には分りませぬ」と呼ふ者あり）私は色々な評をされるのでありますが、議院規則の許す限りに於て、此議場に在つて此處に立つ所の權利を與へられたることを、一歩も讓らないのでありますから（「ひや／＼」と呼ふ者あり）何とでも言ふならば、御聽になるだけ規則を遵守なさいまし、（拍手起る）普通選擧に關する法律案理由書と云ふものを私は持つて居る、「維新の浩謨に基きて制定したる帝國憲法は實に滿天下の國民を基礎とする純乎たる立憲代議政體を認むるものなり而して世界の最良の政體が代議政體にして代議政體は普通選擧の制度に由つて始めて運用の妙其極度に達するものなる事は古今萬國に通する政法の大義なり國會組織の根柢たる選擧法の如き宜しく此の大義に則り遍く選擧權を國民の全階級に配當し等しく國民をして其意志を國會に代表せしめ以て天壤無窮の皇基を翼贊せしむるを要す然るに現行の選擧法は選擧權を全人口の百分の三に過ぎさる少數の或階級に限定せり其の狹隘にして而して不公平なるに至つては世界の立憲國に其類例なし即ち我國會は民選議院の假面を裝ふ純乎たる階級議會なり須く普通選擧の制度を實施し廣汎なる國民代表の基礎の下に國會の組織を革め以て萬機を公論に決せしむへし是れ本案を提出せる所以の大要なり」（拍手起る）此法律案は誰方が提出になつたかと云ふことを明かにすれば、遠く歷史に遡つて政友會の前身を私は研究する必要は無い、第二十六議會に提出せられて其提出者は頗る多いのでありますが、最早十二年を經て院外に去られた御方がある、唯今議席に列せられて居る御方だけの提出者を擧げますると云ふと（「謹聽」と呼ふ者あり）望月圭介君、上埜安太郎君、吉植庄一郎君、（拍手起る）中村啓次郎君（拍手起る）粕谷義三君、木下謙次郎君、（拍手起る）贊成者の名前を讀みます、松田源治君、（拍手起る）遠藤良吉君小久保喜七君（拍手起る）齋藤珪次君、福井三郎君、中倉萬次郎君、藏內治郎作君、田邊熊一君、米田穰君、東武君三浦覺一君、佐々木文一君、是等は多分私の覺違はないであらう、（拍手起る）地下の人となつた御方の名を讀む必要は無い、[illegible]いて[illegible]ことが出來ないから讀まない、議席を失つた御方も名を讀む必要は無い、それ故讀まない、（「讀みました」と呼ふ者あり）此外六十九名と云ふものを擧げることが出來るのである、是は不幸にして少數で倒れました、併ながら深思熟慮の結果、尙ほ其所信に毅然たる意氣を加へて再度提出せられたのは矢張同案でありまして、第二十七回の議會に同じ案が提出せられて、其時の指名は矢張地下の御方は喚起さない、議席に居られる御方を喚起します、東武君に、米田穰君に、藏內治郎作君に、中村啓次郎君、上埜安太郎君、粕谷義三君、福井三郎君、望月圭介君、花井卓藏君、是が提出者であります、若し之にさうでなかつたと云ふならば、正誤を下さるならば私は潔く正誤を致します（拍手起る）贊成者の名前を讀みます、吉植庄一郎君、松田源治君、武藤金吉君、中倉萬次郎君、川原茂輔君、齋藤珪次君、小川平吉君、（拍手起る）恒松隆慶君、戶狩權之助君、榊田清兵衞君、淸崟太郎君、是が贊成者とそれから提出者の兩方であります、是で十二年前と十一年に二度提出せられまして一回は通らずして、一回は通つて之を貴族院の議場に送つた案であります、若し是が疑はしいと思へば私は正誤に快く應ずるのであります、此事に就ては一點の私は無理な事をしないと思ふ、今の日本の國威と今の日本の文明は、十一二年前より退步したのであるから、人民には準備が無いと諸君が言はれるならば、是は現代の人民を侮辱する所の（拍手起る）國民に反いた所の議論と云ふ讒謗を私は呈さぬが、國民が呈しても、私は其辯護士となることは出來ぬと云ふことを御斷りをして此壇上を降るのであります（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、特に二十七名の委員に付託せられむことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、依て動議の如く決しました。

○赤間嘉之吉君　大正五年法律第四號中改正法律案並に大正四年法律第十六號中改正法律案の委員會を開きたうございますから、許可を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します――日程第十四植原悅二郎君の登壇を求めます。

第十四　衆議院議員選擧法中改正法律案

（古島一雄君外四名提出）　第一讀會

衆議院議員選擧法中改正法律案

衆議院議員選擧法中左ノ通改正ス

第八條第一號中「二十五年」ヲ「二十年」ニ改メ第三號ヲ削ル

第十條中「三十年」ヲ「二十年」ニ改ム

第十二條第二項中「又ハ官立公立私立學校ノ學生生徒」ヲ削ル

第十三條第一項ヲ削ル

第十八條第四項中「、納税額及納税地」ヲ削ル

第十九條　削除

第二十二條　削除

第二十三條中「二」ヲ削ル

第二十四條中「第二十二條」ヲ削ル

第百九條　削除

附　則

本法ハ次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス

本法ニ依リ初テ議員ヲ選擧スルニ必要ナル選擧人名簿ニ關スル第十八條第二十條第二十四條第二十六條第二十七條ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ其ノ期日又ハ期間ヲ定ム但シ其ノ選擧人名簿ハ次ノ選擧人名簿確定ノ日迄其ノ效力ヲ有ス

大正八年法律第六十號中第八條第三號ヲ削ル

〔植原悦二郎君登壇〕

○植原悦二郎君　私は玆に議題となつて居ります我黨提出の、衆議院議員選擧法中改正案の提案の理由を説明致します、申すまでもなく衆議院議員選擧法は、憲法附則の法律と致しまして、最も重要なる法律でありますのみならず、此法律は昨年の議會に於て一度改正されて居るのであります、昨年の議會に於て。

〔此時私語する者あり議場騷然〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に……

○植原悦二郎君　一度改正されて居る所の衆議院議員選擧法を、更に今年の議會に於て改正しやうと吾吾が之を提出するに就ては、大なる責任を感ずるものであります、普通の法律でありますれば、昨年改正致したものを今年改正すると云ふことも、間々あることでございますけれども、此重大なる憲法附則の大法律を前年改正されたものを、今年再び改正しやうとすることに就ては、容易ならざる意義のあることを御了解を願ひたい、私共の提出した所の案は極めて簡單であります、私は之を説明致すに就きまして、第一番に私共が之を提出する根柢となつて居りまする所の原則を説明致し、更に之に對して、私共が豫想外には感じますけれども、是は事實であるから已むを得ませぬが、實際未だ幾分の尙早論者があるのであります、此根柢を究めて、果して尙早論が正しいのであるか、吾々が之を今日直ちに實行しやうとする所の吾々の立場が正しいのであるか、此兩者を比較研究して、正確なる區別を立てゝ見たいと思ひます、更に私は進んで目下世界の大勢並に日本の現狀に鑑みて、一日も早く之を改正することが吾々日本帝國の代議士としてのみならず、我國の將來を思ふ爲めに、又我國の將來を思うて、我國を世界に於て確乎たる地歩の上に立たしめやうとするには、一日も早く之を改正することが焦眉の急であると云ふ理由を述べやうと思ひます、私共の改正の要點は、現行法に於て制定されて居りまする所の納税資格を撤廢することが、第一の要點であります、更に納税資格を撤廢するのみならず、年齡二十五歲と云ふ年齡資格を改めまして、之を二十歲に致すことであります、第二の改正の要點は、現行法に於きましては、官公私立學校の生徒に對しましては、如何なる他の資格を具ふるに拘らず、選擧權を與へないことに規定されて居ります、私共は之を改めて、日本帝國の臣民にして滿二十歲以上の男子であるならば、官公私立學校の生徒であるに拘らず、之に選擧權を與へることに規定したのであります、次に私共の改正の要點は、現行法に於きましては、被選擧人の年齡資格を三十歲とあるのを、私共は之を選擧人の資格と同時に、滿二十歲以上に改めやうと云ふのであります、第四の改正の要點は、現行法に依りますると、神官、神職僧侶、小學校教員には、被選擧權を與へないことになつて居ります、私共は此條項は撤廢して、神官、神職、僧侶、小學校職員にも、他の者と同樣に被選擧權を與へることに規定したのであります、是が私共の改正を爲すに至りました所の私共は、如何なる根柢に依て企てたかと云ふことを説明しやうと思ひます（「謹聽」と呼ぶ者あり）唯今も島田君が申された如く、舊選擧法は財産を主として定めてある、普通選擧の主張者は人間を本位とするのである私共は今日に於ても、普通選擧の原則は認めるけれども時期尙早くあると云ふやうな議論を屢々聞くのであります、元來立憲政治の論理的歸結は、普通選擧でなければならないのでありますから、一たび立憲政體を認むる者は、普通選擧を否定することが出來ない、若し立憲政體を認め、普通選擧を否定しやうとする人があるならば、此人は言を何と左右しても、立憲政體を否定する者であると言はなければなりませぬ、（拍手起る）一體立憲政體に於きまして納税資格を定めた理由は、唯今島田君も申されました如く、其原因を討ねて見れば、封建時代に於ける所の英國の憲法に基くのである、此當時は議會と云ふものは、法律を定むると云ふよりは、寧ろ皇室に必要なる所の費用を定むると云ふだけの權能に止つたのであります、之が爲めに皇室に必要なる所の豫算案を議定するに就ては、此議會に加はる者は、租税の負擔をする者でなければならないと云ふ規定が、偶然にも各國の憲法に傳統的に傳へらるやうになつたことが此根源の理由であります、固より我國の憲法に於て納税資格を根柢としたのは、此英國の憲法の一種の、間接若くは直接の模倣に過ぎないのであります、で今日之を私共が固執すべき理由は何所にも存在しないと思ひます、之に就きまして私共の深く考慮しなければならない事は、一體國家と云ふものは、之を構成して居る所の總ての人民に依て成立つて居るものではないか、若し總ての人民が國家の構成分子であるならば、其國家の運命は國民全體の運命と共に行くべきものである、國民全體の國家に對する所の能力如何に依て、其國家の運命は定まるものであると云ふことを是認しなければならない、（拍手起る）そこで若し國家の構成が人民であり、人民總てが國家の運命に關係するものであるとするならば、其國家の運命を支配する所の政治に對して、總ての人民が發言權を有すると云ふのが當然の歸結であります、（拍手起る）此點に於て一點の疑問のあるべき筈はない、如何なる人と雖も、其國内に住む者は、其國家の政治に對して發言權を有するものである併ながら諸君も御承知の通り白痴もあり、狂人もあり、癈疾者もある、自ら自己の行動を右左し能はざる所の丁年未滿の人民もある是等は國家の爲めに何も貢獻する者ではない、併ながら國家は之を保護しなければならない、彼等の生存の權利も認めなければならないのみならず、國家は國民全體の教育に就ても責任を負はなければならない、是は當然國家を構成し國家の政治に對して總ての國民が責任を有し 共運動を共にすべきものであると云ふ理由に基くのである、御承知でもございませうけれども、此戰爭の結果、英國に於ては約八十萬の無職の勞働者に、一週間に二十九志の失業勞働賃銀なるものを與へて、彼等の生活を保障して居ります、如何なる勞働者であらうとも、其勞働者が一たび職業を失つた場合には、國家は其勞働者に對して、每週二十九志を支拂うて其生存の權利を認めて居るのであります、斯の如く一國家内に於ける所の總ての人民の生存の權利を今日國家が承認しなければならないと云ふことに就ては、何人も之を否定することが出來ない事實であります、又國家が執りまする所の政治に就ては、若し現在の――是は何處の國の制度でも構ひませぬ、若し現在の政府が一の國策を愆つて、若し一國をして戰禍の裡に投ずるが如き事がありと假定致しましたならば、國民全體は之に對して、國家と運命を共にしなければならないことゝ思ひます、若し一政治家が過つて或る一國との國交の斷絶を醸すが如き事がありますれば、國民全體は其の國家の存亡の爲めに、生命をも賭さなければなりませぬ、（拍手起る）一國の政治は是程重大な事であるのに、是れが總ての人民の意思に依つて決定されないと云ふ筈はないのであります、（拍手起る）勿論總ての人民が政治の發言權を有すべきものなりと申しました所が、唯今申上げた通り、自己の社會的或は政治的の行動に就いて、責任を有し能はざる者があるのであります、我國の民法に依りましても、滿二十歲以上の者でなければ、凡ての法律上の責任を與へざることに規定されて居ります、又我國の徵兵令に依りますれば、如何なる階級に屬する者でありましても、滿二十歲以上になれば、兵役の義務を負はなければならないのであります、又如何なる我國の法律に依りましても、二十歲以上の者が過つて法律を犯しましたならば、其の自己の責任を何所にも歸することが出來ない、身躬ら之れを負はなければならないのであります、此の見地から考慮致しまして、私共は滿二十歲以上の帝國の臣民、而も男子は法律上社會上自己の行動に就いて凡て責任を負ふべきものなりと云ふことを認められて

居る、此の事實に根據致しまして、私共は滿二十歳以上の者には政治上の責任を與へ、發言權を行使せしむべしと規定したのであります、（拍手起る）もう一つ私共は原則の上から考へて見たい、動もすると今日に於きまして或一種の特權階級、又或特別の階級に屬する者が、國家の進運は一に特權階級の意思如何に依て定まるが如くに、誤解して居る者があります、若し私共が日本の國家をして世界の國に匹敵するが如き、否な之を凌駕するが如くに發展せしめやうとするならば、如何に致せば宜いかと考へなければならない、私共は此問題を考慮するときに、私は此事實を否定することが出來ないと思ひます、今度の歐洲の戰亂に依りまして、人類が未だ發見し得ざる、又經驗せざる所の幾多の新事實を現しました、此最も顯著なるものは、如何なる國家にせよ、其國民全體が國家の責任を感じ、國家は我物なり、我が運命と國家の運命と離るべからざるものなり、斯う國民全體が自覺し、國民全體が國家の責任を負うたものが、一番強國であつたと云ふことの事實は明かになつて居ります、（拍手起る）政治上の國民に對して發言權を與へずして、日本帝國臣民は悉く　天皇陛下の赤子なり、此間に於て一視同仁差別あることなし、政治は我々特權階級が所有する、他の人民は人に從へば宜いと云ふが如き不條理な事を以て、國家を統一しやうとして出來ると信じて居りますか、（拍手起る）又御同樣に日本の將來の總ての國民を一番有力にせしむるには、如何にすれば宜いかと申しますれば、國民全體に機會の均等を與へるより外に途なし、今日世界各國に於て盛に改造の聲が聞えます、歐洲戰亂の結果、過去に於ける所の政治組織も、經濟組織も、産業組織も、幾多の缺陷を有して居る、是等の缺陷の中に、最も偉大なる缺陷は何物であつたかと言へば、過去の世界に於ては、總ての人民に機會の均等を與へざりし事である、歐洲各國は、既に島田君の先刻申された通り、既に普通選擧を實行し、單に普通選擧と我々が日本に於て唱ふる如きもののみならず、女子に參政權を與へ、而して政治上には全くの機會均等を與へて居ります歐洲諸國に於て今日改造を唱ふるのは、政治的の根本改造に非ずして、經濟上、社會上の機會均等を得せしめよと云ふことが、戰後各國の改造の根本義であります、（拍手起る）翻つて我國の狀態を見ますれば、經濟産業、社會上の機會均等は愚か、政治上に於ても機會均等を建設されて居りませぬ、我國の人口は約六千萬と稱へられて居る、其の六千萬の人口で、政治上の發言權を有し、政治上の責任を有する者は、僅に現選擧法に依りますれば百五十萬、新選擧法に依ても四百萬に達しないのであります、御同樣に此議會に於いて國民の代表者であると云ふことを屢々申します、併ながら我々は六千萬の代表者では斷じてありませぬ、我々は僅に百五十萬の有權者の代表者であることを自ら自覺しなければならぬのであります、（「ひや／＼」と呼ぶ者あり）斯の如く少數の代表をして居る者が一國の政治を議すると云ふことは、立憲政體の根本義に戻るものであります、私共は其立場から、政治的に於て國民全體に機會の均等を得せしめなければならぬ、此意味に於きまして、私共は滿二十歳以上の帝國の男子に選擧權を與ふることに規定したのであります、更に私共官公私立學校の丁年以上の學生に選擧權を與へない所の理由を、發見することが出來ないのであります凡そ立憲國に於きまして、若し其立憲の政治を徹底的に實現して、而も之が國民全體の政治であるが如くに體現せしめんとすれば、第一必要なる事は、國家の繼承者たる所の國民を立憲的に養成することであります、して見れば滿二十歳以上になつた者は、少なくも我國の中等以上の教育を受け、高等學校に籍を有する學生であります、官、公、私立學校の區別を問はず、此者は國家の將來總ての責任を負うて起たなければならぬ者、而已ならず民法に於ても、徵兵令に於ても、明かに一個人たる所の資格を承認されてある以上は、是等の學生に選擧權を拒否する理由は何所にも存在致さないのであります、（拍手起る）此意味に於きまして、私共官公私立學校の學生にも、年齡の資格の整ふ者であれば、選擧權を與ふることに規定したのであります、又私共が唯今申述べました所の理由に依りまして、被選擧權の年齡を三十歳に規定して置く理由を認めないのであります、御同樣に私共は年齡の如何を問はず、我々選擧民の信任を得る人であれば差支ないのであります、之に對して年齡の規定を設けると云ふ一體理由は無いのである、今日私共が若しです、是は虛心坦懷心理を考ふる爲めに、暫く御同樣の地位を忘れて、日本の帝國議會に於ける三百八十一名の代議士の平均年齡と、世界何處の國の議會の議員の年齡とでも差支ない、此間の平均を取りましたならば、恐らく我帝國議會に於ける三百八十一名の代議士の年齡の比較より、高齡に達して居る者は無いと信じて居ります、（拍手起る）何故に斯の如き結果を來して居るかと言ひますれば、是は取も直さず我國に於ては、被選擧者の年齡を滿三十歳に制限して居る所の結果に、外ならないと言はなければならぬ、此意味に於て私共は、滿二十歳以上政治上社會上の責任を負ふことが出來る所の者であるならば、而して之が人民の信任を受ける者であるならば、其年齡に於て幾歳であらうとも差支ない、而已ならず今日の如く日進月歩の社會に於きましては、成るべく少壯有爲の人が議政壇上に立つことが、國家の進運に有益なる事である、（拍手起る　此意味に於きまして、私共は被選擧人の年齡を三十歳から二十歳に下げます譯であります、又私共が被選擧權の資格に就てもう一つ改めました事は、神官、僧侶、神職、小學校の教員に對して、被選擧權を認むることであります、私共が申すまでもなく、諸君御承知の事と思ひますが、此選擧權被選擧權に就きまして、歐米諸國に於て神官、僧侶、教育者と云ふが如き者に、選擧權被選擧權を拒否した歷史的の理由を考へて見ますれば、之を今日の日本に存在せしめて置く理由なしと云ふことに、明かに考へ得るのであります、歐米諸國に於て、中世紀に最も政治上の混亂を來したる問題は、政教一致の事でありました、歐米諸國に於ては、政教の分離の爲めに、多年國民は非常なる苦みを致したのであります、屢々基督教、而も「ローマンキヤソリック」教は政治に干渉し、動もすれば一國の政治を、宗教の見地から支配したことがあるのであります、歐米諸國に於ては深く之を憂ひまして、多年政教の分離を主張せしのみならず、僧呂、神官、或は小學校の教員と云ふが如き者に、初りは選擧權を與ふることですら以て不當としたのであります、今日に於ては殆ど是等の規定は、歐米諸國の選擧法に於ては除外されましたけれども、今から約三十年前に我國は歐米諸國の憲法を模倣して、我國に取つては神官、僧侶、小學校教員が政治と關聯し、政治に干渉し、一國の政治を攪亂すると云ふ處があると云ふが如きこと無かりしに拘らず、此當時の選擧法の草案者は、歐米諸國の事を模倣して、此規定を我國の選擧法に加へたのであります、[illegible]まして、如何なる方面[illegible]へても、[illegible]小學校教員が、若し選擧民が之に政治を[illegible]するに適當なりと信頼する者であるならば、[illegible]選擧權を與へて議政壇上に立たしめて、何等政教の紊亂も、教育と政治の混同も生ずる虞ないものと信じて居ります、（拍手起る）此意味に於て私共は此規定を削除する事に致したのであります、是が私共の選擧法改正に對する所の根本的理由であります、此根本的理由に引續きまして、私が述べなければならない事は、今日は選擧法を改正するに尚早である、普通選擧は我國にはまだ早い、斯う云ふ議論があるのみならず、昨年此議會に於て選擧法を改正したのである昨年改正した所の納税資格三圓の選擧法は、まだ一度も實行されて居らない、此實行されて居らない所の選擧法を今日改正するのは、衆議院の權威に關るものである、若くは我國に於て一度も實行しない所の法律を今日改正すると云ふが如き事は、時機を誤るものであると云ふ、斯う云ふやうな議論があります、此議論の根抵は何れに存するのであるか、果して是が正しい議論であるや否やと云ふことを詮索する必要があると思ひます、言ふまでもなく此議會の多數に依りまして昨年選擧法は改正されました、其選擧法はまだ一回も實行されて居りませぬ、然るに之を改正しなければならないと云ふことは、昨年の狀態と今日の狀態と、如何に國内に於て變化を生じたかと云ふことを考へなければならない、私共は昨年定めたものを今年改めることは、議會の權威に關すると云ふ理由を唱へる譯には參りませぬ、我々は我々自身の爲めに選擧法を定めるに非ずして、日本帝國六千萬人の人民の爲めに選擧法を定めるのであります、（拍手）若し我國の六千萬の人民の利福の爲めに、昨年定めた法律であらうとも之を改むることが有利であるならば、我々は斷じて之を改むる責任を持たねばならぬのであります、（拍手）そこで考へなければならない問題は、昨年の狀態と我國の今日の狀態と、此選擧法の改正を必要とすべきだけの事情が變つたかどうかと云ふことであります、此點が明かになれば、私共は選擧法改正の尚早論を唱へることが出來ないのみならず、昨年改正した所の選擧法であるから、再び之を改正するは議會の權威に拘る、政府の權威に拘ると云ふ愚論を吐くことは

出來ないのであります、（拍手起る）で之に就て第一に考へたいことは、一昨年の十月休戰條約は成立して居りました、故に我第四十一帝國議會は、歐洲戰亂の中ではあるとは申しながら休戰狀態に在つたのであります、其時に私共が選擧法を改正するに就て、此議會に於て國際聯盟が成立する、之に對して我國は準備しなければならないと言つた議員が一人ありますが、是は世界の大勢が如何に異つて居るかを明かに立證するものであります、昨年即ち第四十一帝國議會に於て我が日本の國民は、殆ど國際聯盟の成立と云ふが如きことは、豫想して居らなかつた此豫想して居らなかつた所の國際聯盟が出來、此國際聯盟の一員として、日本帝國が之に、加入したではないか、而已ならず國際聯盟の基礎は何であるか國際聯盟の基礎は總て是からの外交は、國民の外交を基礎として、國民の意志に依て外交を定め、國民と國民との了解に依て、世界の平和を維持せんとすることが國際聯盟の根本義であります、是は昨年の議會當時、我々が豫想しなかつた事である、若し我我が此國際聯盟を、日本が國際聯盟の一員であると云ふ意味の下に依て、此條項を遵守して、他日我國の將來の行動を爲さんと致しますれば、我國の外交總ての問題を、國民に基礎を置くものにしなければなりませぬ、此意味から言へば、私共は第一に我國の議會を、國民全體の基礎に置くものとせずして、何故に國際聯盟の精神を實行し得るかと云ふ斯う云ふ理由であります、第二に勞働の問題であります、此問題は島田君も申されました、殆ど今年の二三月頃まで我國の政府は、華盛頓に於て開かれる所の國際聯盟に關聯した國際勞働會議の結果が、如何に成行くかと云ふやうなことは全然豫想して居らなかつた、どんな代表者を出しても、是が勞働者の代表者でござる、是が我國の勞働者を代表する者であると言つて國際聯盟に送りさへすれば、それで我國は國際勞働會議に於て、五大强國の一として、其主張する所を完全に徹底せしめ得るものと思つて居つた、然るに事實は之に反した、是は私は、決して政府が惡いとは申しませぬ、我國民全體が、國際聯盟とは果して如何なるものであるか、國際勞働會議は如何なるものであるか、歐洲戰亂は如何なる變革を世界の上に齎らすかと云ふことを、十分に意識せざりし結果に外ならないと信じて居ります、此立場から申しましても、昨年と今日とは、非常なる所の狀態を異にして居ります、而已ならず唯今島田君も申されました、若し是が數年前に起りましたことであつたならば非常なる問題となつたことだらうと思ひます或官廳に於て官吏が增俸運動をする爲めに、同盟罷業とは申されますまいが、一種の「サボタージュ」をやつたと云ふことが、數年前に我國に於て起つたとしたならば、恐らく是等の官吏は悉く免職になつたものでせう、然るに是が免職になるどころではない却て彼等の要求の一部を容れて、其增俸を企てなければならなくなつたと云ふことは、時代の變遷とは云へ、實に驚くべきであると言はなければなるまいと思ひます、（拍手起る）而已ならず財政の上から考慮致しましても宜しうございます、武藤君自らが所得稅の改正案のときに御言になつて居る、此所得稅法の改正は、殆ど破天荒の事である、或意味から云へば稅法の革命的改正である——御尤であります、私も之を承認致します、若し今日の我國の所得稅法の改正を考慮致しましたならば、是は我國の稅法の上に於て、殆ど一新紀元を開く程の改正案であると認めるものであります、何故に之を實行しなければならなくなつたか、是は取も直さず時代の變遷と言はなければなるまい、昨年と今日とは殆ど急轉直下の勢を以て、我國内の狀況に於ても變革を來して居ることは疑の無いことである、是も昨年の改正した所の選擧法を改正しなければならない時代の要求を、明かに表明する一つの事實であると思ひます更に他の事實を以て申しますれば、昨年は普通選擧案と云ふものは、此議會に於てすら問題にならなかつた、今日に於ては議會内に於ての空氣よりは、議會外に於て普通選擧を絕叫する所の聲が、天地に溢るるが如き狀態である、是は昨年の議會當時と今日の狀態とを比較致しまして、甚しき變遷のあることを證明する所の、有力なる一つの事實であります、而已ならず動もすれば、普通選擧尙早論に就て、斯の如き議論があるのであります、我日本の國民はまだ政治的に十分教育されて居らない、我國民は政治的の訓練が無い、之に今日直ちに普通選擧權を與ふることは、或は我國の政治組織の健全なる發達を阻害するものではないか、或は危險ならしむるものではないか、と云ふやうな御議論もあります、是は一應御尤の事であるが、此方々に對しては私は斯の如く答ふるのであります、諸君明治二十三年我國に立憲政體の建設された當時は如何でござる、此當時の人口三千五百萬と稱へられて居りました、而して明治二十三年の第一回の總選擧に、選擧權を與へられて居つた者が四十五萬人ありました、其數は極めて少數であつたに違ひない、併ながら此四十五萬の——明治二十三年に選擧權を獲得し得たる四十五萬の日本の人民の政治的訓練と教育と、我國民全體の今日の教育と政治的訓練とを比較して考へましたならば、如何なる狀態でございませうか、私共は今日の丁年以上の日本の國民の政治的教育、政治的訓練は明治二十三年に於て選擧權を有した四十五萬の有權者よりは、更に進步したものであると斷言して憚らないのであります、若し今日普通選擧尙早論を唱ふる方があるならば、明治二十三年に我國に於いて、立憲政體を建設せることは、尙早なりと斯う言ふ人でなければならないのであります、然るに是等の人が動もすれば、我國は立憲政體を建設して、而も今日の如く進步發達し、歐洲戰亂に臨んでも、五大强國の一に加はることが出來たと誇るに至つては、其矛盾に驚かさるを得ない、此一つの理由を私共が考へますれば、明かに今日丁年以上の日本の國民に選擧權を與ふることの尙早であると云ふ理由は、何所にも主張出來ないと確信して居ります、次に私の述べなければならない事は、果して今日普通選擧を實行するが焦眉の急であるかどうか、既に述べたる所に依りまして、私共普通選擧案提出の根柢は御分りであらうと思ふ、更に又今日尙早を唱ふる人の議論の如何に根柢の薄弱なるか、是れ等は敢て考慮する必要の無いと云ふ理由も御分りになるであらうと思ふ、して見れば更に進んで私が研究しなければならない事は、果して今日之を實行することが、焦眉の急であるか如何かと云ふ事であると思ひます、此問題に就てはどなたも疑問が無い、歐洲戰亂の結果世界各國が改造を叫んで居る、英國に於ても佛國に於ても、特に改造の一局を設けて戰後の改造を試みて居る、米國の政府に於ても改造を企てて居る、何故に世界各國は斯の如く改造を叫ぶのであるかと申しますれば、此歐洲戰亂に依て、彼等は過去に於ける所の政治組織、經濟組織、社會組織に於て、一大缺陷のあることを認めたのであります、此一大缺陷を改めて、戰後の經營として、政治的に社會的に、經濟的に、國民全體に機會の平等を與ふべき所の組織を作らうとすることが改造の根本義であります（拍手起る）此改造の機に臨みまして、我國は歐米各國に於けるよりは、更に其改造の必要は適切なるものである、我國の改造は歐米諸國の改造よりは、更に痛切に其必要を感じなければならないことであります、其理由は歐米諸國に於ての改造は、今日勞働と資本との問題に於ける所の富の分配を公平にし、產業界に於ける所の機會の均等を企てやうとする、經濟組織の根本改造が第一の理由であります、歐米諸國に於ては、既に政治の根本改造、政治の機會均等は完成されて居ります、我國は巴里に於ける五大强國の一であると自ら誇るにも拘らず、政治の基礎さへも國民平等、機會均等の立場に立つて居りませぬ我國が巴里の講和會議に於きまして、人種差別撤廢案を出しまして之が否決されたことに就ては、異議を唱ふる者も澤山あるやうであります、固より我國が人種差別撤廢に敗れたることに就ては、我々も大に遺憾に感ずる者でありますが、私共は外に向つて人種の平等なる所の資格を要求する前に内に於て國民全體に政治平等を與へなければなりませぬ、又是は昨日も此議場に於て第一に政治の根本改造として鈴木君も唱へられた一項でありますが、我國は明治以來殆ど官僚軍閥の政治に依て支配せられて居つたと言ふのも必ずしも過言でなからうと信じて居ります、此處に居られる所の先輩諸君は、我國の官僚軍閥を打破する爲めに多年御奮闘になつた方々であります、彼の自由黨の後を承けたる政友會の方と云はず、舊進步黨改進黨の後を承けたる國民黨、憲政會の諸君と云はず、諸君が三十年間奮闘し來つたことは何であるかと云へば、我國の軍閥、官僚、藩閥の政治的基礎を打破して、立憲政治の實現に在つたのであります、而して今日の我國は、此の官僚藩閥を打破して全く立憲政治を建設し、眞の政黨内閣であるかと云へば、私は此點に就て、是は政友會の方に申すのではなく、學理上申すのであります、今日政友會の諸君は、此内閣を以て政黨内閣と唱へ、我黨内閣と仰しやるけれども是は純然たる意味に於ける政黨内閣ではありませぬ、私は純理の上から申します（「ひや〳〵」「謹聽」と呼ぶ者あり）政黨内閣と云ふものは是だけの資格を備へなければならない、政黨内閣は其内閣を組織するに當つては、既に其主義

綱領を國民に明かにしなければならぬ(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)而已ならず總選擧に依て爭つた所の主義綱領に依て、其主義綱領を實現せんとするが爲めに組織せる内閣でなければならない(「實現しつゝあります」と呼ふ者あり)而已ならず政黨内閣なるものは、如何なる場合がありましても、議會の絶對多數に依て其進退を左右さるゝものでなければなりませぬ(「ひや〳〵」「脱線」「謹聽」と呼ふ者あり)而已ならず政黨内閣なるものは、其政黨の主張する所の主義政綱を行ふのでなければなりませぬ、内閣の行ふ所の主義政綱に贊成する政黨は、其内閣を呼んで政黨内閣と云ふことは斷して出來ませぬ(「やつて居るではないか」「其通り」「謹聽」と呼ふ者あり)私は今日の日本の現状を言ふのではありませぬよ(「何を言ふのだ」と呼ふ者あり)而已ならず政黨内閣が出來るならば、其成立の當時に於て斯の如くなければならぬ――私は純理の上から言ふのであるから御聽を願ひたい、政黨内閣なるものは――政黨内閣なるものは、元老などの推薦に依て成立するものであつてはならない、(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)政黨内閣で元老の推薦に依て成立する内閣が何處にありますか、如何なる理由を以てしましても――私は政友會の方を非難する爲めに言ふのではない、政友會の方が多年主張し來つた所の、健全なる立憲政體を我國に建設せんが爲めに之を言ふのである、政黨内閣であるならば、必ず反對黨の首領を其次の國務大臣として推薦すべき途に依らなければなりませぬが、寺内内閣の瓦解後さう云ふ順序になつて居りませぬ(「ひや〳〵」と呼ぶ者あり)我國にはまだ之が實際出來ないのである、故に我國の立憲政體は名のみ立憲政體にして實は立憲政體でないと言ふのである、此意味に於て私共は普通選擧を主張するのである(「それなら何故去年出さなかつた」と呼ふ者あり)尙ほ私は健全なる所の立憲政治を行ふに就きましては、どうしても責任内閣でなければならない、凡そ責任内閣なるものは如何なる事情がありましても――諸君、英國の内閣に徵して御覽なさい、其總理大臣の言ふ事に不明瞭の點があつたならば、如何なる點であらうとも、明瞭になるまで官文書を公開して議員の前に曝す、我國に於ては調査中である調査中であると言ふ是は私は原内閣を言ふのではありませぬよ、私は原内閣を言ふのでない、我國の歷代の内閣を言ふのである、我國の歷代の内閣は、議會の質問に對して、率直なる、而も明瞭なる所の答辯を致したことがありませぬ(「大隈内閣に於て殊に然り」と呼ふ者あり)大隈内閣も更に甚しかつたと思ふ、併し私はどの内閣とは申しませぬけれども、眞の立憲政治を實現させやうとするのには、どうしても純然たる責任内閣を立てべき基礎を造らなければならないのみならず、私は今日の行政機關は、根本的に改革しなければならぬと思ひます、是は昨日鈴木君も申されましたが、我國の行政機關は、明治以來傳統的に今日に至つて居るのである、私共は此狀態を根本的に改めて、其責任の歸著する所を明かにして、其責任者が總て其局課に對して全責任を持つべきやうに、之を「ビジネスライク」に、而も私共は之を實際に「サイエンシフイック」に、(「日本語を使つて」と呼ふ者あり)總て根本改造をしなければならないと思ひますのみならず、今日の問題になつて居る所の文官任用令、文官任用令の急務なるは是は何人も認めて居るのである、之に就ては新聞が傳ふる所が事實かどうか知れませぬが、樞密院の爲めに妨げられて居ると云ふことである、我國に於ては立法の權は議會に在るのであります、立法の權が議會に在るものを其議會の意思に基かずして如何なる立法であらうとも樞密院で左右されると云ふ事は議院の權限縮小を意味するのであります、是は政友會が悪いのではない、我國の樞密院の官制が悪いのである(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)之を改正しなければ、我國に於て堅實なる立憲政治を實現する事は出來ますまい、而已ならず之は鈴木君も曾て申されましたが貴衆兩院の關係であります、若し私共が眞に我が國の政治を我が國民の政治たらしめ我が六千萬の國民をして國家は我物なりとの責任觀念を感ぜしめるやうにするにはどうしても國民を代表する所の衆議院が、政治に於て最後の決定權を持たなければなりませぬ、今日の我國の狀態では、重要なる豫算案に就きましても、貴衆兩院の間其權能を一にして居ります、定めし是は如何なる内閣であらうとも、今日までの過去の内閣は、豫算案に對して、啻に衆議院のみならず、貴族院に對して氣兼する事も多からうと思ひます、是は國民の意思に依て政治を左右する道ではありませぬ、何と云ひましても今日の世界の大勢から云へば一國の政治の最後の決定權は、衆議院になければならないのであります、是は戰後の改造として最も必要なる事項である、唯今の樞密院の權能に對して内閣が苦心をする、之を改造し、是等の障碍を除去するにはどうすれば宜いかと云へば、其時の政府が國民全體の力を背後に置かなければならないと云ふことであります、國民全體の力を背後に置いた内閣でありますならば、貴族院何の顧慮する所がある、樞密院何の顧慮する所かある(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)衆議院の絶對の意思を以て一國の國政を左右しなければならない(「ひや〳〵」「簡單に願ひます」と呼ふ者あり)而已ならず私共は更に戰後の改造として急務なるものを感じます、我邦の外交の狀態であります、是は誰が悪い、彼が悪いではない、我國の外交機關が悪いのである、我國の外交は恰も外務省の外交であるか、國民の外交であるか分らない、外務省が殆ど我國の外交を獨占して居る、斯う云ふ外交の狀態では、我國の國威を如何に海外に發展させたいと云つても、私は不可能なりと信ずるものであります、此根本を改めなければならない、之を改めるにはどうすれば宜いかと云へば、今日の外交機關を根本的に改革しなければならないが、それと共に衆議院の外交上に關する所の權能を更に擴張しなければならないと思ひます、此問題に就て私は眞面目に衆議院の御一同に御考慮を煩したい、特に是は研究を要する問題であります、外交に對して今日の文明國の議會中で、議會が唯だ質問するだけのことで、外交に關して議會の發言權が有力なる結果を有さないと云ふ議會は、日本の帝國議會を措て他にはありませぬ(「簡單々々」と呼ふ者あり)如何に私共外交の問題を唱へても、衆議院は實際外交に就て、彼此言ふ權能を持つて居ないのである、一國の法律よりも、外交に依て一國民の生命財產の左右される場合が大であります、此故に何所の議會に於ても、外交の問題は必ず議會の決定を待つことが現代の傾向であります、之に就て我國の議會は何等の權能も無い、勿論是は憲法の改正を要することでありませう併ながら我國の帝國議會が國民の代表者であり、而して此帝國議會が我國の軍事、外交、内政を忝く議會の掌中に收めやうとするならば、此問題を解決せずして、どうして解決するとが出來ませう、若し此問題が解決せずして、我國が世界の文明國の列に入つて、國際聯盟に於て共同一致の步調を執り、國際勞働會議に於て、彼等と同一なる事項に依て我國民の將來の健全なる發達を圖らうと云ふ如きことは、絶對に不可能なりと信ずるものであります(「贊成して居るから止めて下さい」「賴む」と呼ふ者あり)而已ならず私は更に考慮をしたい、是は日本の問題のみではないと思ふ――日本の問題のみではない、世界各國此戰後の重大問題は、勞働と資本の問題であります、若し戰後の各國の競爭が經濟產業の競爭であるとするならば、勞働と資本の問題を最も鞏固に解決した國が、最も有力なる所の發達を爲し得るものと言はなければならない、勞働と資本と協力しなければ、健全なる所の產業の發達を圖ると云ふことは不可能であります、此立場から致しまして、勞働問題を根本的に解決するには、普通選擧に依らずして解決が出來ますか(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)今日の思想は、頗る生活狀態の不安定より、思想の變遷より甚だ穩かならざる狀態であると憂ふる方もございます、此の根本に至て國民の言はんとするところを言はしめ、國民の苦痛の在るところを語らしめ、國民の不滿を訴へしめて、國民の聲に依つて一國の政治を掌る安全瓣は、普通選擧を措て外にはありませぬ又(拍手起る)若し普通選擧に反對し――今日の日本國中にありまする所の幾多の不安の狀態、生活の不安定から生ずる所の難關を、堅實に而も進步的に切拔けやうとするならば、普通選擧を斷行して安全瓣を求めるより他に途は無いと信じます、(拍手起る)此意味に於て普通選擧の實行は、此世界の大亂が齎した所の國内に於ける所の生活の不安狀態、思想の混沌に對する所の安全瓣たるのみならず、戰後の日本の改造の是が根本義であります、此普通選擧の問題を解決せずして、我國の財政にせよ、經濟にせよ、行政機關にせよ、社會制度にせよ、根本改革は不可能であります、普通選擧は總ての改造の根本なりと云ふ理由に依て、今日普通選擧の解決を焦眉の急なりと主張するのであります(拍手起る)

○岩崎勳君　本案は先の武富時敏君外六名提出、衆議院議員選擧法中改正法律案の委員に併せて付託せられんことを望みます。

(「異議なし」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議は無いと認めます、仍て其如く決しました――日程第十五を議題と致します――坂本金彌君。

第十五 衆議院議員選擧法中改正法律案（坂本金彌君提出） 第一讀會

衆議院議員選擧法中改正法律案

衆議院議員選擧法中左ノ通改正ス

第八條第三號ヲ削ル

第十條中「滿三十年」ヲ「滿二十五年」ニ改ム

第十八條第四項中「納稅額及納稅地」ヲ削ル

第十九條 削除

第二十二條 削除

第二十三條中「前二條」ヲ「第二十一條」ニ改ム

第二十四條中「第二十二條」ヲ削ル

第百九條 削除

附 則

本法ハ次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス

本法ニ依リ初テ選擧ヲ行フニ必要ナル選擧人名簿ニ關シ本法ニ定ムル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ勅令ヲ以テ別ニ規定ヲ設クルコトヲ得但シ其ノ選擧人名簿ハ次ノ選擧人名簿確定ノ日迄其ノ効力ヲ有ス

大正八年法律第六十號中第八條第三號ヲ削ル

〔坂本金彌君登壇、拍手起る〕

○坂本金彌君 本員共の提出致しましたる所の衆議院議員選擧法中改正法律案は、其の骨子を申しますれば、第八條の三號に於いて、選擧資格を租稅に依つて居りまする と云ふ點を發する、即ち納稅資格の撤廢、第十條に於きまして年齡三十年以上とありまするのを、之れを二十五に改める、（「贊成」と呼ぶ者あり）是れが私共の提出致しました改正の骨子であります、其の他に之れに伴ひましたる所の納稅の資格等の手續、或は選擧の手續、此所等の改正がありまするが、是れは既に諸君に御廻しを致して居りまする所の改正案に載つて居りまするから、之れを御覽下されますれば、一々私が此處で說明致しませずとも、分り切つたる所の一つの結果でありまするから、是れは說明致しませぬ、（「ひや／＼」と呼ぶ者あり、拍手起る）顧れば僅か一年前、私共が此普通選擧案を議會に提出致しまして、多少の行違から僅に一人の數を缺きました爲めに其案は成立ちませなんだ、提出の運にも公然行かないと云ふ事になりました、然るに今日の有樣は如何でありまするか（拍手する者あり）既に案に署名せられた所の人々は百六十六名と云ふ多數を算して居る、（拍手起る）又我々の聞知する所に依れば、之に署名せられぬ以外の人も澤山ありまする、又我々の聞知しない所の贊成の人も澤山あるかも知れない、（拍手起る）此數から申しましても、一年前を回顧すれば實の隔世の感があるではありませぬか、（拍手起る）此場合に至つて何人が時機尙ほ早しと唱ふる、何人か國論未だ熟せずと唱へられますか、（拍手起る）殊に之を一種の煽動政治家の煽動したる結果の如く唱へる人があるさうでありまするが、如何であります、此人物沸底の際に方りまして、斯の如き煽動政治家ありとして、此煽動政治家が普通案を以て國民を提げ此大切なる所の國政を料理する位な人間が出ましたならば、我々は之を歡迎して宜しいではありませぬか、（拍手起る）最早時間の問題に非らず、千言萬語を費すよりも、諸君の面前に是だけの多數の贊成者が出て來たと云ふのは、此位な雄辯はありませぬ是以上の雄辯がありませうか、（拍手起り「ひや／＼」と呼ふ者あり）私は諸君に願ひます、私共は必ずしも自分共の提出したものを、完全に通過しやうとは思ひませぬ、憲政會の案、國民黨の案、是等のものがあるのでありまするから、互に讓歩せらるゝ所は互に讓歩致しまして、之を通過したいのでありま す、（「ひや／＼」と呼ふ者あり、拍手起る）明かに申しますれば、今日各派から提出せられて居ります所の普通選擧案なるものは、まだ徹底した所の普通選擧案でありませぬ、既に徹底しない所の普通選擧案であると致しましたならば、此普通選擧に入る道程の第一歩と致しまして、之を旨く互に讓歩致しまして、多少の辛抱を致しまして、之を通過させると云ふことは最も必要であらうと思ひます、（拍手起る）既に他の二案共委員付託になりましたから、我々の案も委員付託に矢張なるのでありませうが、委員付託になりました際に、何卒旨く之を調和致しまして、此案の早く實施せらるゝやうにならんことを私は諸君に深く御願を致しまして此壇を降ります、

（拍手起る）

○議長（大岡育造君） 高松正道君。

〔高松正道君登壇、拍手起る〕

○高松正道君 衆議院議員選擧法中改正法律案の三案の上程に方りまして、此際一言政府の所信を叩いて置きたい節があるのであります、それは第十三條に揭げてある所の制限でありまするが、此十三條には神官、僧侶に被選擧權を與へないと云ふ此條項であります、御承知の如く帝國の宗教と致しまして最も古き歷史を有し、殊に社會的に此人文の上に非常なる貢獻を致したのは佛教であらうと考へるのであります、既に千三百六十餘年の歷史を經たる所の佛教が、其の佛典に依りまして社會を裨益したと云ふことは、歷史に於いて明かに證明される所でありま す、而して此千三百有餘年の間に於きまして、僧侶に於きましても此社會的に活動した事蹟と云ふものも、顯著なる事と存するのであります、而して近時に至りましては、我が帝國內に動搖致して居りまする所の此の思想であります、精神界の問題でありま す斯樣な問題の安定を期し、之を善導して國家の上に裨益する上に於きまして、僧侶と云ふものは相當なる働をすべきものと我々は信じて居るのである然るに現行法に依りますれば、此僧侶並に神官、精神界を掌り、若くは思想界を善導する所の此職責に居る者をして、被選擧權を與へずして其圈外に置くと云ふことは、甚だ日本の政策を遂行する上に於て、利益であるや否やと云ふ點であります（拍手起る）私は此十三條の精神は、即ち政敎一致の弊害の上から出た所の立法であらうと思ひますが、今日に於ては既に政敎は明かに分離されまして、僧侶の任務と云ふものは唯々佛敎を講じ、弔祭を掌るべきのみでなくして、進んで社會的有ゆる方面に活動致しまして、人民を善導すると云ふ立場に居る者であります此僧侶を以て之に選擧權を與へずして、超世間的に之を扱ふと云ふことは、決して國家の慶事でないと考へるのであります、此點に對する所の僧侶の働、僧侶を利用し、僧侶をして思想なり精神界を掌らしむる事に就て、政府は如何なる考を御持でありませうか、之を伺ひたいのであります、今一點は此二項にありまする所の請負の意義であります、此意義に就きましても矢張私共は多少の疑義を有して居る、請負――政府の請負を爲すと云ふ事柄は、或は之を立法の府に入れると云ふことに於きましては、弊害があると云ふ見地から此立法が出來たでありませうけれども、今日の此の請負と云ふものに就きましては明かに立派なる法規がある、之れを監督し得らるゝ方法があるのである、で請負規則に依つて保證金を納入し、公入札に依つて最も安價なる請負を爲すものでありまして、決して政府より恩惠を受けて居る者ではないのであります、若し夫れ隨意契約たる三名以上の指名者を――指名請負たりと雖も、三名以上の者を指名致しまして、さうして其最も安價なる者をして、相當なる設計並に仕樣書を徵して、十分に責任を擔任せしめ、さうして保證書を徵して之を行ふのでありますから、是も決して恩惠的ではないかと考へるのであります、然るに現行法存續して居ると云ふことでありますれば、政府は此請負と云ふものに對しまして――政府の請負を爲す者に對しまして、相當なる恩惠を施して居ると思ふか、若くは其間に何等かの情實が含まれて居るものと考へるのであるか、是に於きまして私は政府に於きまして此請負業者の間に何等の情實も含まず、恩惠も施して居らない、民法上の――私法上の正當なる契約と云ふことを認むるならば、堂々之に選擧權を與へるの意思ありや否やと云ふ、此二點に就て御答辯を得たいと思ひます。

○議長（大岡育造君） 床次內務大臣。

〔床次內務大臣登壇、拍手する者あり〕

○國務大臣（床次竹二郎君） 高松君の御尋でありましたが、政府は現行法を改正する意志を持ちませぬので、是以上はいづれ此三案の委員會が開かれませうから、其際に十分に御討議を致すことに致して置きます。

○岩崎勳君 本案は曩に武富時敏君外六名提出、衆議院議員選擧法中改正法律案外一件の委員に、合せて付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議ないと認めます、仍て動議の如く決しました。

○小山松壽君 議長――議長。

○議長（大岡育造君） 小山松壽君、何ですか。

○小山松壽君 緊急の質問を致したいと思ひますから、此場合發言を御許しを願ひます。

○議長（大岡育造君） 何ですか。

○小山松壽君 事は衆議院の威信に關する事であります、而して議長に先づ以て御尋をし、議長の御答に依て、幸ひ內務大臣も此席に居られますから、內務大臣に御尋したいのであります。

○議長（大岡育造君） 議事進行に關する事ですか。

○小山松壽君 さうです。

○議長(大岡育造君)　議事進行に關する事ならば許しますが、どうぞ議事進行以外の事ならば、他の時機に於て願ひます。

○小山松壽君　本日は選擧法の重大案件を議するの日に當りまして、我々に面會を求むる者も多々あるであります、然るに衆議院の一般公衆の通用門は、絕對に交通を遮斷致しまして、更に面會を求むる者に就ても、其交通を阻止して居るのであります、之に就て議長は其取締に付ての豫ての打合か、若くは現在行はれつゝある事を御承知でありますするか、之を最初劈頭に伺ひます。

○議長(大岡育造君)　議長は左樣な差圖をしたことはありませぬ、又未だ其報告はございませぬ。

〔「議事の進行に關するものではありませぬ」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　議事の進行と認めませぬ。

〔「議長々々」と呼ふ者あり議場騷然〕

○議長(大岡育造君)　假令重大問題でも、議事中は議事の進行に關するものゝ外許しませぬ。

○小山松壽君　議長に一應問ひ、內務大臣も其處に居るから聞くと云ふことを保留してあります。

〔「諸聽々々」「議事進行とは關係ない」と呼ふ者あり議場騷然〕

○議長(大岡育造君)　議事進行に關係があれば許すことを申した……

○小山松壽君　重大なる案件を議するに就て、警察權が之を阻止して居ると云ふことに付ては、議長が御承知の筈で、議長は自らの權能を內務大臣に阻止されて居ると云ふことになりますが……

○議長(大岡育造君)　そんな事はありませぬ。

○小山松壽君　保留してあります。

〔「議長々々」と呼ふ者あり議場騷然〕

○三木武吉君　議事の進行に關して緊急動議があります。

○議長(大岡育造君)　議事進行ならば許します。

○三木武吉君　更めて提出致します、宜しうございますか――唯今議院外の狀態を窺ひまするど、衆議院の周圍を警察官吏と憲兵を以て重圍致して居ります、私は此事實を見まして非常に奧樣に感じました、我々は國民の總ての利害を代表して、而も徹底的に將來之を解決せんが爲めに、普通選擧案を討議致して居るのであります、此普通選擧案の討議は、最も冷靜に最も沈著に決定致さなければならぬ事項でございます、然るに衆議院の周圍を警察官吏と憲兵を以て保護しなければならないと云ふやうな危險な狀態が事實あるならば、我々は左樣なる危險なる狀態の下に、此重要なる案件を愼重に冷靜に議することは出來ないのであります、(「極めて冷靜にやつたではないか」と呼ふ者あり)若しそれが斯樣なる危險なる狀態に在りとするならば、一先づ此議事を中止を願ひたいのであります、故に此動議を提出するの前提と致しまして、先づ以て治安の任に當られて居る所の內務大臣に、右申上げたやうな事情が衆議院の周圍にあるや否や、其危險が刻々迫りつゝあるや否やと云ふことを伺ひたいのであります。

○議長(大岡育造君)　靜肅に御聽取りを願ひます、私は左樣なる質問の起ることを好みませぬ。

〔「好まぬで事實だ」「好まぬとは何だ」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　先づ言ふことを御聽きなさい苟も衆議院議員たる者が、構外に於て何事があらうとも、此問題を靜肅に靜かに、笑つて互ひに胸襟を披いて先づ今日は議して居る。

〔「のう〱」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　此今日位靜かなる議會は近頃に無いので、是程穩健なる會合に於て十二分の討議を盡して而も今は其問題は經過して居る、委員に付託してあるのであります、委員に付託した後には此問題は此議場には在りませぬ、委員會に在るのであります、是だけはどうか貴方がたの權威の爲めにも御遠慮になりたいのであります。

〔「退場を命ずべし」と呼ふ者あり〕

○三木武吉君　私は唯今動議提出の理由を申上げた際に、我々は冷靜に沈著に、此案件を議したいと申したのであります、(「議したじやないか」と呼ふ者あり)若し周圍の狀態が憲兵巡查を以て、十重二十重に取圍んで保護しなければならない有樣であるとするならば、一應考慮を要すると思ふから、先づ以て私は――(「何を言ふ」「馬鹿を言へ」と呼ふ事あり)何が故に斯の如き多數の兵士と巡查を以て包圍して居るのであるかと云ふことに就て、私は理由を聽きたいのであります。

○議長(大岡育造君)　貴方の言ふことは能く分つて居ります、併ながら何分にも此問題は過ぎて居る、濟んで居る、加之――(議場騷然)加之――まあ御聽きなさい(「默れ」と呼ふ者あり)御聽なさい、議長が宣言中であります、苟も衆議院を取捲いても、其等の事に關せず議事を爲すべきであります、それが即ち我國民を代表する者の力であります。

〔三木武吉君「議長は私の質問に對し討論を爲さるのですか」と呼ひ「進行々々」「三木默れ」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　議事の進行に關する事ならば許しますけれども、議事の進行に關しない事を……

〔「關します」「關しませぬ」「關係ない」と呼ふ者あり〕

○三木武吉君　啻に普通選擧問題のみではありませぬぞ、まだ重要條件が澤山ありますぞ、然るに斯樣な狀態に在りとするならば、議事を中止しなければならぬやうな狀態になるではないか(「そんな心配は要らぬ」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君)　私は是は能く御考を願へば分ることゝ思ひます。

○三木武吉君　私は幾ら考へても、私の申した事を撤回することは出來ませぬ。

○議長(大岡育造君)　吾々衆議院議員たる者は、假令警察官が幾ら居らうとも、(「のう〱」と呼ふ者あり)そんな事に驚く必要はありませぬ(「進行を願ひます」と呼ふ者あり)最早同じ事を繰返すのは宜しくないのでありまする故に、三木君に通告する……

○三木武吉君　何を通告するのでありますか。

○議長(大岡育造君)　三木君に通告をすることは、即ち議院法に從つて中止を望まれるならば、動議を出さるゝが宜しいのであります。

○三木武吉君　私は其以前に事情を確めて動議を出すのであります、(「必要なし」と呼ふあり)先づ事情を確めてから動議を出さうとするのであります。

○議長(大岡育造君)　それならば制規の手續をなさい。

○三木武吉君　緊急であるから其手續は出來ませぬ是が即ち緊急で……

○議長(大岡育造君)　然らば據ろありませぬ(拍手起る)能く御分りだらうと思ひますけれども議場に諮ります。

○岩崎勳君　唯今の三木君の發言は、毫も當議場の議事進行に關するものと認められませぬ(拍手起る)日程を進行せられんことを望みます、

「のう〱」「ひや〱」と呼ふ者あり)

〔拍手起り「採決々々」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　三木君は……

○小山松壽君　議長――議長。

○議長(大岡育造君)　小山君、何ですか。

○小山松壽君　事實を述べます。

〔「必要なし」と呼ふ者あり其他發言する者多く議場騷然〕

○議長(大岡育造君)　靜肅に願ひます、靜肅に願ひます。

○小山松壽君　現に公衆の受附を御調になりますれば――其處に守衞長も居りますが、公衆は受附にすら入ることが出來ないのであります(「のう〱」と呼ふ者あり)虎の門の電車の大通に於て、交通禁止と云ふ立札を立てて巡查が非常線を張つて、一々公衆を尋問しなければ通行させぬのであります、而して之を通行する者は――(「傍聽滿員なるが故なり」と呼ふ者あり)恰も事實は衆議院の受附が虎の門まで出張して居ると云ふ有樣になつて居る、而して警察官が一々……

〔發言する者多く議場騷然〕

○議長(大岡育造君)　靜肅に願ひます。

○小山松壽君　警察官が一々取締つて、我々に面會を求めんとする公衆を拒絕して居るのであります、議長は議院內を取締らなければならぬ所の、院內の取締に關する事ではありませぬか、何人が之を爲さしめて居るか、議長は之を知らずと言ふ、議長は其職權を侵されて居るのではないか。

〔發言する者多く議場騷然〕

○議長(大岡育造君)　靜におしなさい。

○小山松壽君　議長は職能を明かに侵されて居ります、內務大臣が部下の巡查を指揮して議長の職權を侵して居るではないか、(「議長は職權を侵されて居る」と呼ふ者あり)議長の職權を……議長の職權を內務大臣が、部下の多數の巡查を指揮して侵して居るではないか、此事に就て內務大臣に質問するのである。

〔「關係なし」「何を言ふ」「議會の神聖が汚されて居るぢやないか」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　正當の順序を履んで御尋ねな

さい――唯今實況を調べにやつて居りますが、未だ其報告を得ませぬ。

〔「然らば休憩」「必要なし」と呼ふ者あり、其他發言する者多く議場騷然〕

○小山松壽君　休憩の動議を提出致します。

〔「贊成々々」「必要なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　小山君より休憩の動議が出ました（「反對」「贊成」と呼ふ者あり）其決を採ります、動議に贊成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○前川虎造君　議長――議長。

○議長（大岡育造君）　少數であります。

〔「多數々々」「少數」と呼ふ者あり〕

○前川虎造君　議長――議長。

〔三木武吉君「異議があります」と呼ふ〕

○議長（大岡育造君）　前川君は何ですか。

○前川虎造君　何ですか、今の動議は――どう云ふことになつて居るのですか、我々には少しも分らない。

〔「もう濟みました」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　休憩したいと云ふのであります、休憩の動議なんであります。

○前川虎造君　どう云ふ譯で休憩でありますか、唯だ休憩でありますか。

○議長（大岡育造君）　休憩の動議であります。

○前川虎造君　唯だ單純に休憩ですか。

○議長（大岡育造君）　さうです。

〔小山松壽君「さうでありませぬ趣旨の辯明が議場に徹底しなければ登壇して此趣旨を述べます」と呼ひ拍手起る「無用々々」「採決した後に何だ」「下れ小山」「議長を侮辱したものだ」「馬鹿」「馬鹿とは何だ」「赤尾何をする」、「懲罰々々」と呼ふ者あり其他發言する者多く議場騷然〕

○議長（大岡育造君）　休憩を命じます（議場騷然）休憩を命じます。

〔議長號鈴を鳴らす、議場騷然〕

○議長（大岡育造君）　休憩を致します。

午後四時二分休憩

午後五時三十五分開議

○議長（大岡育造君）　休憩前に引續き會議を開きます、諸問事項があります、第九部選出懲罰委員日比野寛君より、常任委員辭任の申出があります、許可することに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ之を許可いたします、速に補闕選擧の上御届出あらんことを希望いたします――衆議院議員赤尾彥作君を懲罰に附するの動議が出ました、（拍手起る、「反對」と呼ふ者あり）之を議題と致して決を採ります、（「反對」と呼ふ者あり）採決の方法は時刻も迫て居りますから、起立に問ひたいと思ひます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ赤尾彥作君を懲罰に付すべしとの動議に贊成の諸君の起立を請ひます。

〔贊成者起立〕

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　多數であります、仍て（「萬歲」と呼ふ者あり）赤尾彥作君を懲罰委員に付することに決りました（拍手起る）

○岩崎勳君　爾餘の日程に對して、延會の動議を提出致します。

〔「贊成」「のう〳〵反對」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか――大分反對がありますから、岩崎君の動議に（「反對」と呼ふ者あり）贊成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○議長（大岡育造君）　多數と認めます、（「少數」「多數」と呼ふ者あり）散會に決りました、散會。

〔「異議あり異議あり」「議長々々」と呼ふ者あり〕

午後五時三十七分散會

○大正九年二月十七日（火曜日）

午後一時十九分開議

議事日程　第十三號

質問

一　物價調節に關する質問（有森新吉君提出）

二　農業勞働保護獎勵に關する質問（土井權大君提出）

三　軍制改革に關する質問（森本是一郎君提出）

第一　平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案（政府提出、貴族院送付）　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　郵便貯金法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五　作業會計法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第七　海軍燃料廠の石炭、煉炭又は燃料油の買入に關する法律案（政府提出）・第一讀會

第八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第九　議院法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第十　朝鮮に於ける國勢調査に關する法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第十一　公債金特別會計法案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第十二　鐵道國有法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第十三　道路公債法案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第十四　國債整理基金特別會計法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第十五　家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第十六　電信事業公債法案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第十七　電話事業公債法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第十八　朝鮮事業公債法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第十九　臺灣事業公債法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第二十　樺太事業公債法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第二十一　明治四十年法律第二十一號中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第二十二　大學特別會計法案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第二十三　大正八年法律第十二號中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第二十四　小額紙幣發行繼續に關する法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第二十五　貨幣法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第二十六　公有林野官行造林法案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第二十七　朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第二十八　大正五年法律第四號中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第二十九　大正四年法律第十六號中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第三十　府縣制中改正法律案（大口喜六君外二名提出）　第一讀會

第三十一　郡制中改正法律案（大口喜六君外二名提出）　第一讀會

第三十二　市制中改正法律案（大口喜六君外二名提出）　第一讀會

第三十三　町村制中改正法律案（大口喜六君外二名提出）　第一讀會

第三十四　北海道會法中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會

第三十五　府縣制中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會

第三十六　郡制中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會

第三十七　市制中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會

第三十八　町村制中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會

○議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一昨十六日政府より提出せられたる議案左の如し

（第一號）大正八年度歲入歲出總豫算追加案

（特第一號）大正八年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

（追第一號）豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

大正七年度豫備金支出の件
大正七年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正七年度特別會計豫備金支出の件
大正七年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正七年度大正三年臨時事件豫備費支出の件
大正七年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件
大正七年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件
大正七年度帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件
（承諾を求むる件）

一去十四日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

所得額算出に關する質問主意書

提出者　高田耘平君

一昨十六日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

海外移民保護に關する質問主意書

提出者　高松正道君

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に掲載す〕

一去十四日議長に於て選定したる委員左の如し

衆議院議員選擧法中改正法律案外三件

松田源治君、小川平吉君
中西六三郎君　清水市太郎君
林毅陸君　丸山豊治郎君
赤尾彥作君　高橋本吉君
萩　亮君　井島義雄君
高見之通君　廣岡宇一郎君
藤澤幾之輔君　安達謙藏君
下岡忠治君　關和知君
降旗元太郎君　森田茂君
齋藤隆夫君　野村嘉六君
關直彥君　鈴木梅四郎君
植原悅二郎君　秋田清君
松木誠之君　北井波治目君
今井嘉幸君

一昨十六日衆議院議員選擧法中改正法律案外二件委員小川平吉君辭任に付其の補闕として小久保喜七君を議長に於て選定せり

一今十七日衆議院議員選擧法中改正法律案外二件委員赤尾彥作君轉任に付其補闕として鳩山一郎君を關稅定率法中改正法律案委員板野友造君辭任に付其補闕として大口喜六君を孰れも議長に於て選定せり

一昨十六日委員長及理事互選の結果左の如し

衆議院議員選擧法中改正法律案外二件委員

委員長　松田源治君
理事　高橋本吉君　降旗元太郎君　植原悅二郎君　松本誠之君　北井波治目君

一昨十六日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第九部
懲罰委員　森田茂君
（日比野寬君補闕）

○議長（大岡育造君）是より會議を開き、御諮り申す事があります、第一部選出懲罰委員、赤尾彥作君右常任委員辭任の申出があります、許可するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）御異議がなければ之を許可致します、其第一部の諸君は速に補闕選擧を行ひ屆出あらんことを望みます――有森新吉君。

一　物價調節に關する質問（有森新吉君提出）

物價調節に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正九年一月三十一日

提出者　有森新吉
贊成者　鈴木梅四郎
外二十九人

物價調節に關する質問主意書

物價調節策の一方法として現內閣は輸出禁止の方法を探れるも歐洲に於ける物資缺乏の今日斯の如き政策を採るは國家經濟政策上其の宜しきを得たるものと謂ふを得ず政府は通貨を資本化し以て一方に於て物價を調節すると同時に他方に於て輸出奬勵の途を講ずるの策なきや敢て政府の所見を問ふ

右及質問候也

〔有森新吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○小川寅六君　會計士法案の委員會を開きたいと存じます、どうぞ御許を願ひます。

○議長（大岡育造君）許可致します。

〔小川寅六君「會計士法案の委員諸君は第六委員室に御集りを願ひます」と呼ぶ〕

○有森新吉君　私の質問は、物價調節に關する質問であります、是は大藏大臣が此議會で色々御話があつて、其中に或は物價の高いのは、世界の大勢であると云ふことを御話があつたり、或は金利を上げると云ふことは、工業の進步の妨である、或は紙幣が多い、紙幣が多いが、そんならどの位多いか之を如何にしたら宜いぢややらうか、其案があつたならば、示して貰ひたいと云ふやうな言葉なんかも度々聽いたやうに思ふ、それで私は一の意見を有して居るのであつて、其意見を此處で發表して、さうして大藏大臣の御意見を伺はうと思ふのである、大藏大臣は御出席もありませぬが、屬官の御方でも宜しいから十分に聽いて置いて頂戴して、私の言ふ所が眞理であるかどうであるかと云ふことを、能く聽いて置いて頂戴したい、それで此質問書を出したのは、斯う云ふ新聞があるのです、政府は輸出の一部分を加減して物價を調節をすると云ふ事柄もあつた、それで私は益々此質問の重要なることを知つて、之を提出したのである、歐洲の戰亂は數年繼續しまして、數千萬の壯丁と云ふものは、此人類の生活に必要なる物質の爲めに働くに非ずして、唯々殺戮破壞を事として居つたものである、それであるからして、歐羅巴の天地には此物質が缺乏して居る、さうして人民が塗炭に苦しんで居ると云ふやうな狀態であるで、此際我國は此戰亂の惡影響を被つて居ないのであるからして、充分に此物資を供給して、さうして彼の塗炭に苦しんで居る所の者を救濟せにやならぬ、それであるから、此際輸出を禁止するなんかと云ふやうな、そんな退嬰主義の事をしてはならない、日本國は益々輸出を奬勵して、宜しく世界の缺乏した所の物品と云ふものを補はなければならぬのである、で物價を調節する爲めに輸出を禁止すると云ふやうな日本の物品を外に出すのを禁ずるやうなことは勿論惡いのであるで、物貨の輸出を禁止すると云ふ必要と云ふものは少しも無い、今日本の物價の高いのは何であるか、是は原因がある、啻に日本の物價が高いのみならず、世界に於て何も高い、世界に於て高いと云ふのは何であるかと云つたならば、前に言つたやうな風に其物を拵へずして、戰爭ばかりして居つたのであるからして物が無い、缺乏して、此世界の人間の生活に重要なる所の物資が缺乏して居ると云ふことが、先づ是が大なる原因である、其外にもう一つ大なる原因がある、それは何であるかと云つたならば、此戰爭の爲めに金を費して居ることが非常に澤山である、其金が何程であるかと云つたならば四千億萬圓の金を費して居る、其四千億萬圓の金は何處から得て居るかと云ふと、其九割と云ふものは公債――紙幣と云ふものを發行したのである、各國の政府が此非常な戰費を供給する爲めに、實際の金を集めることは出來ずして、さうして紙幣と云ふものを發行したのである、何れの國も紙幣を發行した、佛蘭西、英吉利、それから亞米利加の如きすらも紙幣を發行した、で亞米利加が其戰費の大なる部分のたつた二割ほかは自國の有金を使つて居ない、其他は皆な紙幣を發行して居る、其紙幣と云ふものが四千六百億と云ふ紙幣が、此世界にどん〱と出たのである、それは生產上の已むを得ざる方法から出來たのでなくして、偶然に是だけの紙幣と云ふものを――通貨と云ふものを膨脹さしたのである、それであるから自然に物價と云ふものは、一方には物品が減少し、其一方には紙幣がどんどん出たから、世界の物價をまるで高くしたのである、それで日本はどうであるかと云つたならば、日本は此の戰亂に與つたのでない、日本は此の戰亂の爲めに紙幣と云ふものを發行する必要は無かつたのである、併しながら偶然の理由からして、日本も紙幣を增加して居るのである、此の偶然の結果紙幣を增加したと云ふことは、どう云ふことかと云つたならば、海外に在る正貨準備日本の貨幣と云ふものは外國に在る、で此の事に就ては私は憲政會の若槻藏相の時分に、既に豫算會で聽いた、海外に在る金をどうするかと云つたことを聽いた、不幸にして代々の大藏大臣が此點に就ての注意を缺いて居る、此海外に在る所の正貨なるものは、昔は矢張日本銀行の正貨準備の中に入つて居つたのである、是は日本の貿易と云ふものが何方かと云つたならば、始終輸入超過であつて、金

を外國に拂はねばならぬと云ふやうな狀態になつて居たから、始終外國に在る所の金が缺乏する、それだから日本銀行が有して居る金は決して增加しない所が戰爭が始つてからどうであるかと云つたならば其形勢と云ふものが全く違つて、即ち外國から金が入るやうになつて來たのであるから、此日本へすつかり入つた其金を正貨準備として紙幣を發行するのは宜しいけれども、入らぬ所の金を正貨準備とする此點に就て氣が付かなかつた、若し初めに外國から金を輸出することを禁じた時分に、即ち海外に在る所の金は日本へ持つて來ることが出來ない、日本の金でありながら日本へ持つて來ることが出來ない以上は、之を正貨準備の中に入れてはならぬと云ふことに氣が付かなかつたのである、日本には兌換券條例と云ふものがあつて、此兌換券條例に據つて居りさへすれば、決して通貨を增發することは無い、日本の兌換條例と云ふものは、餘程考へて拵へてあるものであつて、日本の兌換券條例を其通り遵奉して居つたならば、日本に於て決して紙幣が增加する筈はない、然るに外國に在る所の正貨を準備として紙幣を發行して居る、今一月三十一日現在の外國に在る正貨を見ると十三億、日本內地に在るものが六億九千萬、其總計二十億、其內政府の有して居るものが十億で

（大岡議長議長席を退き濱田副議長代り著席）

日本銀行が九億八千と云ふものを持つて居る、それでは日本の紙幣がどの位發行してあるかと云へば、十二億九千萬と云ふものが、此二月十六日の日本銀行の帳尻である、其中には正貨準備と云ふものが九億四千萬、保證準備が一億二千、制限外發行が二億三千、斯う云ふやうになつて居る、すると日本銀行は正貨準備として九億四千の金を發行して居る、其實は自身の庫の內に有る所の金は何程あるかと云つたならば、前に御話した如く六億九千ほか日本には正金が無い、それであるから日本銀行は六億九千を內に持つて居つて、其跡のものは外國に在る金を引當として居る、兌換券條例はどう云ふものであると云へば、兌換券を持つて行つたならば、直樣金を拂ふと云ふことが定めてある、兌換券の準備金なるものは始終庫の內になければならぬ、何となれば引換に行つた時分には、直樣それだけを出さなければならぬ、兌換券條例の中に、支店に取りに行つたところが支店が拂へない、さうしたら本店から取寄せることを許す本店から取寄せるだけの時間を、兌換券交換者に猶豫を受けるのが相當である、斯う云ふ位のものである、兌換券の準備と云ふものは、どうしても其の庫中になければならぬ、それが遠く海外に在つて、而も船が缺乏して、且又外國に於て輸出を禁じて居る、金を以て此正貨準備にして居ると云ふことが非常な害である、日本の紙幣增加は、各國の如き――英國の如き、佛蘭西の如き、或は露西亞、獨逸の如き、自身の國が財政困難であるから、紙幣を增發したのでなくして、日本に於ては斯う云ふ一時の大藏大臣の解釋の間違から紙幣を增發して、二億五千萬と云ふ大なる高を發行して居るのである、それであるから先達此壇上で高木君が、日本銀行は脫稅を圖つて居ると云ふことを言つたのは即ち其事である、日本銀行が脫稅をして居ると云ふことは、形に於ては脫稅をして居ないけれども、それを大藏大臣が監督をして居つて許して居るから、形に於ては脫稅でないけれども、其實は兌換條例に依つたならば、制限外となるべき所のものを二億五千萬圓發行して居る、二億五千萬發行した以上は、制限外と云ふものは年五分の利息を拂はなければならぬ、それであるから、千二百五十萬圓の稅金を日本銀行が拂はねばならぬのである、それを拂はずして濟まして居る、斯う云ふやうな狀態で日本の紙幣は餘計出て居るから、是はどうしても減少しなければならぬ、此減少の方法として私は之をどうするかと云ふのには、以後は日本銀行に外國に在る正貨を正貨準備にさせぬと云ふことを、大藏大臣が命令を下す、それと同時に今迄發行して居る所の二億五千萬の金は、皆な之を制限外の發行に移するのである、斯うしたならば、日本銀行の負擔が多くなるけれども、併ながら日本の經濟界に於て何等の痛痒も感じなく、唯だ一つの方の形が變つただけである、それなら今迄日本銀行が許されて居つたものを、假に制限外の發行に移した時分には、日本銀行の苦痛と云ふものは至大なものであるが、私は此苦痛を解く所の策が二つある、それはどうするかと云つたならば、私の考では、此際日本政府が有して居る所の各工場と云ふものを、民間に拂下げるが、一つであらうと思ふ、日本政府の持つて居るものと云つても澤山ある、或は鐵道もあり、色々なものがあるけれども、併ながら此鐵道の如きものは、勿論「モノポリー」の性質を持つて居るものであるから、是は政府が有するのが私は適當と思ふ、此頃の所謂社會政策と云ふものから考へて見ても、斯う云ふやうなものは、是は日本政府が有つて居るが宜からうと思ふが、さりながら外の會社で出來得る所のものを澤山日本政府が有つて居る、それは海軍に於ては各工廠を有つて居るそれから陸軍に於ては兵器を拵へる所のものを有つて居る、或は製鐵所を有つて居る、或は洋服を拵へる所のもの、斯う云ふやうなものと云ふものは、民間で斯う云ふものは出來るのである、此金額がどの位になるかと計算して見ると、私は賣つても宜いと云ふものを、政府が出して居る豫算案の參考書から引拔いて見ると、十四億何千萬圓と云ふ金額がある併ながら此十四億の金額と云ふものは、是は今日の如く紙幣の安くならぬ前の計算であるからして、今日の價に於ては、此十四億なるものは四五億の價になるものと思ふ、それであるから私は之を漸次に賣捌く、賣捌くけれども、政府が一の製作所を賣捌くのに、彼方此方の人を寄せ集めて評議することをして居るが、私の考はさうでない、一つの株式組織にしてしまつて、其株券を公債證書を賣るやうな方法を以て賣つてしまう、或は其內の一部分は政府の監督する必要からして、或は幾部分と云ふものを政府が有して居ると云ふ――其株券の內の一部分を有することも拵へても宜い、或は今迄從事して居つた人と云ふ者も、矢張働かさせるやうな方法を設けても宜しい、さう云ふやうな兎も角出來得る方法を講ずると云ふことは譯無い話、今迄政府で監督をやつたものを民間で株式會社を拵べることも、敢て六ケしい話であるまいと思ふ、やらうと云ふ考があれば、我々は譯なく出來るものと思つて居る、さう云ふ風にして日本の國民に此政府所有の物を賣付ける、賣付けたならば是は紙幣を以て拂ふに違ひない、其紙幣を政府が受取つたならば之を日本銀行に渡して、さうして日本銀行をして償却さすと同時に、日本銀行が海外へ有して居る所の正貨を之を政府が所有する、即ち私の案は政府が今有つて居る所の工場と、それから日本銀行が有して居る所の海外に於ける正貨と交換さす、之を一口に言へば交換さす、さうしたならば此日本に溢れて居る所の通貨と云ふものも非常に減少して行くことが出來ると思ふ、それから又政府の財產は先づ今言つた所の限りのあるものであるが、此海外に日本銀行の正金の集まると云ふことは、今日の日本の貿易の狀勢を以て見たならば漸次又集まる、それはどうして集まるかと言つたならば、所謂此頃は輸出と云ふものが非常に多い、即ち日本から品物を外國に澤山出す、外國に出してさうして取る其金――其金が取ることが六ケしい、英吉利であらうが、佛蘭西であらうが、何處であらうが皆な外國の品物と云ふものを買ひたいのは山々であるが、拂ふ所の金が無いと云ふやうな今日に於ては歐羅巴の形勢である、それであるから爲替がどうしても六ケしくなる、爲替で取ることが出來ないやうな狀態になる、さうすると此輸出する所の商賣人に對しては、どうしても日本銀行が爲替を以て金を貸してやらなければならぬ、輸出した所の物品の拂と云ふものは、日本銀行が拂つてやる、一面にはそれだけ紙幣と云ふものを增加しなければならぬ、それと同時に其爲替手形を以て倫敦なら倫敦に送つて、さうして向ふで金を取つて、其金をこちらに持つて來ることが出來ずして、矢張英蘭銀行に預けて置くさう云ふやうなことを繰返し繰返して、矢張日本が外國から直接に金を取ることが出來ぬからして、取るべき金と云ふものを倫敦なら倫敦に持つて行つて集めて置くと云ふ所の事情と云ふものは、どうしても生じて來る、それであるからさう云ふ場合にはどうするかと云つたならば、私の考は此割引してやる所の貨幣と云ふものは、成るべくだけ大きな貨幣を以つてしてやる小さい貨幣と云ふものと大きな貨幣と云ふものは相違がある、それはどう云ふ所にあるかと云ふと、小さいものを日本銀行が發行すると、之を回收することは非常に六ケしい、併ながら百圓以上の紙幣と云ふものを發行した時分には、之を回收することが非常に易い、そこで日本銀行をしてどうしても金利と云ふものを引上げさせる、爲替を切るのであつても、或は金を貸すのであつても、日本銀行が金利を引上げる、さうして金利を引上げて置いて、一方では所得制限外發行をする必要があつて發行するのであるから、其爲めに稅を納める、其稅を納める其稅額と云ふものを、一方で取らなければならぬから、是は商人の方からして金利を引上げてさうして其金を取る、斯う云ふ方法にして、それを度々繰返して行く、さうするとどうなるかと云ふと

矢張月々日本の紙幣と云ふものが多くなつて、或は海外に在る金と云ふものが多くなると云ふ結果が起ろ、是れには日本政府なり或は國民なりが、又貿易を盛にすると云ふやうな方針を執つて、或は機械を輸入するとか、或は譬へて言つたならば、外國に非常な發明がある、或は空中の窒素を採つて、さうして肥料に拵へると云ふやうな大發明がある、是れは獨逸人が發明した、其の獨逸人の發明は非常な澤山の金を出さなければ、買取ることが出來ないやうな事柄が澤山あるに相違ない、さう云ふものに向つて海外に集つたところの金を、日本政府なり若くは其日本の商人なり、それがさう云ふやうな風に外國に在るところの金を又用ゐると云ふやうな方針を執つて行く、さうして成るべくだけ此流通する所の紙幣と云ふものを減少さす、流通する所の紙幣と云ふものが、今迄の如く日本銀行に無利息なものを二億五千萬圓と云ふものを發行すると云ふことは、日本銀行に於て非常に利益であるからして發行するのであるけれども、若しや之に年五分の利が付くと云つた時分には、日本銀行と云ふものはさう澤山に發行はしない、始終それに對して注意を拂ひ、成るべくだけ外へ持つて行つて、紙幣を發行させぬと云ふ方針を執るに違ひ無い、是は自然必要である、それで私の考には紙幣を一遍出す、日本銀行が紙幣を出す、其紙幣と云ふものが資本に化す、日本の國民が産業をする所の資本に化すると云ふやうな方針を始終執るのである、大藏大臣なり、それから農商務大臣が注意して居つて、日本銀行をして一方では紙幣を發行する、即ち制限外の紙幣を發行する、發行すると同時にそれを收縮する所の方針と云ふものを日本銀行自らして執らしめ、且つ政府なりが奬勵して、即ち外國に存る所の日本銀行の金を利用すべく、此日本の内地に溢れて居る紙幣を、又日本銀行に持つて行つて資本化して、資本にしてしまうと云ふ風に日本銀行が紙幣を發行する、其發行した紙幣と云ふものは資本になる、即ち之を言ひ換へて言つたならば日本人が勉強して品物を造つて外國に出す、外國に出した所の其外國から取る金と云ふものを以て、今度は資本として日本に持つて行つて輸入すると云ふやうな方針を執つて日本の資本と云ふものは益々増加する、益々日本の物品と云ふものを澤山拵へて、外國に出すと云ふやうな方針と云ふものは、是は大藏大臣なり農商務大臣が、十分に注意して拵へなければならぬものと斯う思ふ、それで日本の通貨の狀態も、私は此兌換券條例と貨幣條例と此二つのものに對して大藏大臣は十分の注意を要するのである、今私なんかは斯う思ふて居る、此一圓紙幣などは、日本の民度の進歩に依て之を廢してしまうと云ふ方針を執り、さうして五圓、十圓、二十圓と云ふやうな紙幣の發行の度數を少なくして、公債を以て即ち金貨を流通するやうな風に、日本の通貨の狀態をしてしまはなければいかぬと思ふ、今の小紙幣の如きは、勿論絶體的に早く廢めてしまうと云ふ風にして日本銀行の發行する紙幣は成るべくだけ大きな紙幣を以て、即ち百圓以上の紙幣と云ふものを日本銀行が出すやうな風にして、其以上の貨幣と云ふものは成るべくだけ公債を用ゐると云ふ方針を執つて行つたならば、日本の通貨と云ふものは膨脹することを妨げて、日本の通貨と云ふものが資本化することが非常に易くなるであらうと斯う思ふて居る、それから金利引上げと云ふ事を大藏大臣が六ケしく言ふて居るが、日本銀行をして金利を何ぼでも引上げさす金利を引上げることに付て文句を言うてはならぬ、大藏大臣は金利を引上げると、事業の發達を妨害すると云ふことを始終口にするが、吾々は暫くの間此經濟界に居つて、金の事を取扱つて能く知つて居るが、決して日本銀行なり、其他一般の銀行が日歩を一厘や二厘上げた所が、そんなことに事業界がびくつくものではない、此金利引上げに付て一番びくつく者は兜町とか或は堂島などを徘徊する人間、或は株券の賣買をするやうな人間で、斯う云ふ人間には金利引上と云ふものが非常に響くけれども、確乎とした實業に從事して居る者は、金利の引上よりは所謂「パニック」を懼れるのである「パニック」は何であるかと云へば、即ち事業の恐慌であつて、何れの銀行に至つても金を貸して呉れぬと云ふ場合がある、如何なる信用の強い者であつても、此頃は金を貸し申すことは出來ぬと言つて斷られる、是は歐羅巴などは十年に一度位づゝ能く來たものであつて、さうして日本でも明治四十二三年頃は、我々身躬を其衝に當つて居つたことがあるが、實際金を貸さぬで困る、少々の金利を愚圖々々言ふのではない、金利は何ぼでも出すことを厭はぬが、金を貸さぬで困る、故に平素金利を上ぐべき場合には上げさせ、下ぐべき場合には下げさせる、是れは銀行の自由手腕に一任して置いて、經濟界の狀況に應じて金利を上げ或は下げ—パニック—の來ないやうな方針を執らなければならぬ、金利を上げたから事業を萎頽さすと云ふやうな事は決して無い、確實なる事業を經營する者は、少々の金利の高い位は何の苦もない話である、それから日本銀行の作つて居る所の物價の指數と云るものを、大藏大臣が非常に輕く視て居られるが、此物價の指數と云ふものは非常に重要なものである、此處で其事に就て質問があつた時分に、大藏大臣は物價の指數を非常に輕く視て、米が一番日本では安いと云ふやうな答辯をされたが、我々は實に情なく感じた、日本銀行の物價の指數と云ふものは、此通貨と云ふものが餘計出て居るや否やと云ふことを調べる爲めに、物價の統計を取つて始終調べて居る、是は日本銀行條例、兌換券條例、貨幣條例と云ふものを拵へた時分に、其拵へる所の人と云ふものが深く考へて、此物價指數と云ふものを拵へたものである、それを輕視されると云ふことはいかぬ物價の指數に變動が生じたならば、必ず紙幣と云ふものが澤山出て居ると云ふことが考へなければならぬ、以上申した如く此通貨と云ふものに就ては、私は非常に重きを措いて居るのである、英國の如き今日の狀態はどうであるかと云へば、英國の如きは非常に此通貨の點に付ては健全なる狀態を保つて居つた昔は度々やり損なつた、所謂英蘭銀行なるものが度々やり損なつたことがある、大藏大臣も此英蘭銀行の歴史、所謂「マクレオッド」の銀行史などを綴々繙いて御覽になつたら分る、即ち紙幣を發行したり色々したりした事に依て、非常な經驗を積んで居る所の英蘭銀行である、其英蘭銀行が多年の經驗に依て、英國の貨幣の狀態と云ふものを、非常に健全に保つて居つたものであるから、英吉利の磅と云ふものが、世界中の通貨と云ふ形を爲して居つたのである、それがどうであるかと云ふと、今度の戰爭の爲めに非常に財政を困難にして、英國に金と云ふものが非常に少なくなつてしまつて、如何にも堅固な所の通貨の狀態と云ふものを、非常に困難ならしめて居る、それでありますからして、此英國に於ては、どうしても外國から金を取らにやならぬ、乃ち金を取るには輸出貿易を奬勵しなければならぬ、先日後藤新平と云ふ人から贈つた書類が我々の棚の内に投込んであつた、我々それを繙いて見たが、如何にも重要なる事柄が書いてある、英國が自國の貿易の狀態を舊の通りに回復しなければならぬと云ふので必死になつて居る狀態が能く分るのであるが、さう云ふ風に世界に於ては、今度の戰爭の爲めに貨幣の狀態と云ふものは、英國の如き、佛蘭西の如き、又米國の如きも、何れも紊れて居る際であるから、日本と云ふものが一番早く此貨幣の狀態を健全な狀態にして、さうして我々が今言つたやうな風に、此世界の物質が缺乏して居る最中に、日本の品物をどし〳〵造つて海外へ出し、さうして取つた所の金と云ふものを資本化してやつて行くと云ふことが、非常に重要な事である、英吉利が所謂此世界の中心市場となつて居つたものは、何であるかと云つたならば彼の貨幣の狀態が健全であつたからである、日本も此日本の圓なるものを健全なる狀態にして置いたならば、假令世界の中心市場とは爲り得ざるとしても支那或は西伯利等に資本を注入し、即ち東洋に於て中心市場となることは實に易々たる事である、それであるからして、私は今の大藏大臣の大手腕も要せない、又大見識も要せない唯だ日本の兌換券條例を能く見て、戰々兢々小心翼々として、日本の兌換券條例を守つて居りさへすれば、私は此日本の通貨と云ふものは健全になつて、日本の經濟界が大發達をするものと思ふ、私は右の意見であるからして、此意見に對して大藏大臣の意見を聽きたい。

〔拍手起る〕

○副議長（濱田國松君）　質問第二、農業勞働保護奬勵に關する質問——土井權大君。

二　農業勞働保護奬勵に關する質問（土井權大君提出）

農業勞働奬勵に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正九年二月三日

提出者　土井權大

贊成者　鈴木梅四郎

外三十人

農業勞働保護奬勵に關する質問主意書

一　勞働保護に關し政府は相當の施設考慮を煩はすと雖未た農業勞働の保護奬勵の域に達せさるの理由如何

二　農産物の生産費及農民生活費の輕減を計らす

して徒に農産物の價格の低下を企るは農業勞働を壓迫し農業を撲滅せしむるものとす仍て政府は農産物の生産費及農民生活費の輕減政策を講究し食料政策の大方針を樹立せさるへからさるものなりと思惟す政府の所見果して如何

三　農業勞働保護奬勵に關する將來の施設及政策に關する政府の抱負如何

右及質問候也

〔土井權大君登壇〕

○土井權大君　極めて簡單に質問を試みます、併し稍々専門に渉りまするが故に、或は御聽苦しいかも知れませぬ、悪からず御容赦を願ひます（「謹聽々々」と呼ふ者あり）政府も既に御承知の通り世界大戰以來、我國の思想界は、一大變化を來したのであります、延て經濟界に其影響を及ぼしまして近時勞働問題と云ふものは、日一日と八ケ敷しく相成つて居ります、是に於てか工業界は、既に勞働者の經濟的地位の安固を圖る爲めに、更に又彼等の社會的地位の向上を圖る爲めに、種々なる施設が實行せられつゝあります、然るに獨り此農業勞働方面の狀態に至りましては、政府も民間も共に之を等閑に附して居る現狀であります否な寧ろ農民の生産物である所の米であるとか、麥であるとか云ふやうな物に向つて、是等のみに物價調節を講じやう、而して農民の收支計算の如き、又は農民の生活狀態の如きを顧みない、斯う云ふやうな狀態に相成つて居ります、私共は敢て米麥を高くしやうと云ふことのみを望む者ではありませぬが、米麥を生産するに要したる所の資本、土地、勞力に對する所の報酬の計算を爲さずして、徒らに米麥の價格のみを低下せしめたならば、農民は徒らに勞れて得る所なし、斯う云ふやうに相成りまして、終には農業勞働に從事する所の者も無くなる、又は農業が衰頽すると云ふ、斯う云ふやうな事になりはしまいかと考へるのであります、若くは窮鼠却て猫を嚙むに至り、頗る危險なる思想が我國の人口六割を占めて居る所の國民即ち農民です——最大多數の國民である所の農民に浸潤致しまして、如何なる不祥事が勃發するやも計り難い、斯う憂慮致して居る者であります、故に此際工業勞働と同じく、農業勞働に對する所の相當の保護奬勵策を講ずると云ふことは、目下の急務ではないかと斯う考へます、（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）詳しく申上げましたならば、小作農を如何に保護するか、自作農を如何に奬勵するか、又更に進んでは耕作に從事しない所の中農者が、非常に經濟狀態困難に陷つて居る有樣である、是等を如何に維持するか、斯う云ふやうな點に於て、政府は如何なる政策を御持になつて居るか、又私が唯今申上げました事に同感下さるならば、どう云ふやうな具體的の方法を以て其等を救濟するか、其等を保護するか其等を奬勵するか此事に就て御尋致したいのであります、是が私の質さんとする第一問であります、由來農業勞働と云ふものを保護し、奬勵しやうと致しましたならば、御承知の通り必ずや彼等の經濟的地位の安固を圖り更に進んでは彼等の社會的地位の向上を圖る、斯う云ふやうな大目的を以て進むより外はあるまいと私は考へます、尤も近來米麥の價格が騰貴致しまして、一見總ての農民は裕福なるかの如く見えますが、それは皮相の見解でありまして、實際の狀態はどうであるかと申しましたならば少數の地主と農業の傍ら農業以外の勞働に從事を致して居ります所の、一小部分の地方民に止つて居る、之に反し小作農であるとか、或は小作兼自作を致して居るが如き百姓に至りましては、即ち純粹の農業勞働者、もう一つ詳しく申しますと細民です、農業細民に至りましては、之を他の工業勞働者などに比較致して、決して裕福なりと申されぬ狀態であります、其證據と致しまして、帝國農會が大正二年より四年に亘りまして、各府縣に於て代表的農民を選定して、農家經濟に關する調査を致さしめて居ります、其調査報告に依りますと毎年平均農家が農業勞働のみに依て生活したる場合には、收支に於て六十八圓七十九錢八厘の不足を生ずる、斯う云ふやうな統計を示して居ります、然らば多くの農民は斯樣な損があるに拘らず、如何にして生活したかと申しましたならば、貯蓄のある所の者は、其貯蓄に依り支辨し、又幾分か財産の有る者は、財産を處分して生活をやつて居る、或は他より負債を起して生活をして居つたのであります、故に今日に於て、全國農民の不生産的負債總額が幾らあるかと云ふことを調査致しますると少くとも十億萬圓を下らないと云ふ現狀であります而して其不生産的負債を起すに至つた主なる原因は何であるかと申しましたならば、是れ悉く彼等が漸く一家の細き煙を維持する爲めに莫大なる負債を起した、斯う云ふことになつて居ることは敢て喋々を要しませぬ、而して近年に於ても農民の裕福——尤も近年は米麥が高くなりまして、裕福なるかの如く見えると云ふことを先刻申上げましたが、其裕福は生産物を他に販賣し得る餘裕ある者のみが、其裕福に接して居るのであつて、其然らざる所の者は、却て物價が騰貴致しました結果、細農に至つては經濟上生計上頗る困難を感じて居る、又小作農などに至つても非常に苦んで居る、特に中農者などの耕作に從事しない所の中産階級などは、苦んで居る狀態であります、而も近時米麥を生産するに費用が隨分高まりまして、農業勞働者と云ふ者は非常に迷惑を致して居ります、例へば肥料の如き、勞銀の如き、又牛馬の如き、非常なる騰貴であります、故に假りに多少米麥を高く販賣する者ありと雖も、其等の生産費と生産物を賣つた價格とを差引致しましたならば、殘る所極めて少額である、斯う云ふやうな狀態であります、而して農民の生活狀態は如何であるかと申しましたならば、御承知の通り極めて貧弱なるものでありまして、一片の肉、一杯の酒すらも之を口にすることは中々容易でない、（拍手起る）故に此際彼等の生活を安固ならしめ、進んでは社會的地位の向上を圖らんと致しましたならば、米麥生産に要する所の生産費の輕減を圖り、同時に農民の生活費を如何に輕減するか、此二點に注意をしなければならぬと私は考へます、然るに先日來貴族院に於ける所の物價調節論、並に本院に於ける豫算委員會等に於ける、或一派の物價調節論を眺めますると其等の根本問題を究めずして、徒らに米の價を下ける、徒らに麥の價を下げると云ふが如き議論を拜聽致したのであります、（拍手起る）そこで或有力なる縣の農會は、斯の如き檄文を農民に飛ばして居ります、一寸朗讀致します「今日貴族院に於ける物價調節的態度を見るに全院一致の力を以て我農業の福利を妨け農業勞力の報酬を認めずして唯々農民を壓迫するの策に出で目前の小困難を救濟せんとして却て國家の大患を助成し誰として食物の大々的缺乏の近く襲來するを知るものなきか如き觀あり、於是貴族院の愚其不明又甚たしと云ふへきなり（「其通りひや〳〵」と呼ふ者あり）斯の如く國家百年の大計を過らしむるは要するに我農業の團體なく將又與へられる選擧投票の意義を誤りたるに起因すと雖も貴族院の如きは吾人農民の敵にして又國家將來の饑死を希望するに均しと云ふへきものなり歎せすんはあらさるなり」斯う云ふことになつて居ります、農民の疑は以上の如くであります、政府は果して私共の所謂米麥生産費の輕減と農民生活費の輕減との根本政策を講ぜずして、貴族院の說並に本院豫算會に於ける或る一派の說に耳を傾けなさるや否や、（拍手起る）「大に贊成」と呼ふ者あり）之が私が問はんとする第二であります、更に先刻申上げました如く、細農並に小作に從事せざる所の、田舍に於ける中産階級が苦んで居る實狀を御取調になつて居るかどうか、此事も併せて御尋致します、唯今申しました如く細農は益々困憊の狀に陷りつゝあります、仍て私共はそれの救濟策と致しまして、二三の具體案を研究致しました、それは次の如くで、果して政府は之を實行なさる意思あるや否や、此事に就て御尋したいと思ひます第一生産費の輕減策と致しましては（い）畜産保險法を制定することであります、由來米麥の高價なる原因の一は、其生産原料である所の肥料の高いと云ふことが原因であります、故に是が經費節減政策として、所謂自給肥料である所の厩肥、堆肥の製造を盛ならしむる必要があります、然るに我國には御承知の通り、牛、馬、豚の如きものゝ繁殖を圖る畜産業は、遲々として振はぬのである、それは我國の古來の習慣として、肉食をしなかつたことに或は原因するのでありませうが、併ながら今日に於て一層其根源を調査致して見ますと、第一は畜産に要する資金の融通機關が缺乏して居る、第二には其金融業者は其保險證券を擔保として、資金の融通を爲すと云ふことに至りまするが故に、畜産金融の途を此保險法に依て制定するに非ずして、自然に其融通法が出來ることに相成ります、斯の如く相成りましたならば、獨り此自給肥料を獲得する利益あるのみならず、農家の副業を増加し、又進んでは畜力の利用ともなり、進んでは肉食の奬勵となりまして、國民の健康を增進する上に於きまして、偉大なる効果あるものであると斯う私は考へるのであります（「ひや〳〵」と呼ふ者あり）次は（ろ）普通の肥料を

國營とする事であります、元來普通肥料の高くなる原因は往々狡猾なる奸商に依りて其値段を左右せられて居ります、例へば智利硝石の如き、燐礦石の如き、大豆粕、油粕の如きは、二三買占團に依て暴利を貪られて居ります、是は先日來の大連の市場を御調になりましたならば、能く御分りになることと思ひます、又加里質肥料の如きは、二三の商人の手に依て專賣的になつて居る、又硫酸安母尼亞の如きは二三の製造所に依て獨占せられて居る、斯の如き有樣である故に、自然此肥料が高くなる、故に此際普通の肥料を國家の收益を目的とせざる範圍に於て、直營となさつたならばどうであるか、然らば自然と米麥を生産する生産費が低減するのでないか、斯う考へるのであります、第二は農業勞働者の生活費輕減策として、自家用濁酒製造を免許することであります、現行の酒造税法に依りますと、五十石以上製造するに非ざれば、許さないと云ふことになつて居ります、是は丁度自家用醬油製造の如く、五石以下でも濁酒を製造することを許す、斯う云ふやうな鹽梅に改正が致したいと思ふのであります、さうすれば農民は比較的廉價の酒を飲みまして、此廉價なる濁酒に依りまして、一日の疲勞を恢復することが出來ることが明かであります、而も濁酒と申しますものは、御承知の通り小米であるとか、或は碎米であるとか云ふものを以て製造致しまする故に、自然と米麥の代用品となりまして、米麥と云ふものが更に消費されずして、自然に食糧增加、供給增加、斯う云ふ効驗があるのであります、(ろ)綿布の輸出を禁止することであります、政府に於きましては、既に綿絲の輸出禁止と云ふ事をなさつた、然るにまだ此綿布は下らない、それはどう云ふ原因であるかと取調べまするに、我が日本國に於ける貿易業は所謂綿絲貿易業の狀態は、絲の輸出時代でなくして寧ろ綿布の輸出時代であります、故に絲だけの禁止を致しました所が、綿布の輸出を禁止しない爲めに此被服が下らないのである、故に其本を制すると云ふ策に出でゝ百尺竿頭一歩を進めて、此綿布の輸出を禁止すると云ふ事に致したならば、非常に此農民の被服の上に於きまして、安價なる生活が出來ることになりはせぬかと私は考へる、第三は負擔の公平を期することであります、(い)地方税制限緩和の程度を向上せしむることであります、尤も昨年の議會に於きましては、幾分か地方税制限の緩和の策を執られましたが、到底斯の如き制限では十分なりとは申されませぬ、又其手續が甚だ複雜でありまするが故に、其弊害を除去し、同時に徹底的に制限緩和を爲す必要があると思ひます、其理由は其土地に住居を有せない所の大地主であるとか、或は都會の資本家と云ふものが、其土地に散在して居る山林、又は田畑を投資の目的物として買ひます、其等の大地主であるとか、都會の人士と云ふ者は、所謂戶數割若くは戶數割附加税と云ふやうなものの徵收を免除されて、而して其土地に住居して居る農民並農業勞働者が、多額の地方税を負擔致しまして、即ち戶數割であるとか、戶數割附加税であるとか云ふものを負擔致しまして、他の地方に居住して居る、大地主及都會の資本家が所有する山林又は田畑を改良すべく、道路河川を修築しなければならぬ、斯う云ふやうな馬鹿な目に農村は遇つて居るのであります、極めて其負擔は不公平であり、不均一であることであります、(ろ)は敎育費の國庫負擔額を增加せしむることであります、是は日本全國津々浦々より致しまして、御承知の通り請願文書を以て、國庫負擔の增加を圖るべしと云ふことを言ふて來て居ります、然らざれば國家培養の根本である國體的産業の發達を圖る資金が無い、斯う云ふことを申出て居ります是亦天下農民の聲であります、併し此際に一寸政府に御尋致したいのですが、地方に於ける財源捻出の件であります、今や縣と云はず、町村と云はず、實に此點に於て困つて居る、故に地租を國税より地方税の方へ編入變をしてしまう、さうして中央の行政の幾分を地方の行政に廻はす、斯う云ふやうな事にしたならばどうであらうか、さうすれば地方の財源捻出と云ふ事に付ては餘り困難を來たしはすまい、當然先刻申上げました如き負擔の不公平であるとか若は敎育費の國庫負擔と云ふ事も、當然解決が付く事であらうと思ひます、同時に地價修正であるとか若くは地價が騰貴するより得たる所の偶然所得を基礎とする所の徵税法も、完全に地方に於て定め得られる事になると私は考へるのであります、此點に就て如何でございますか、第三は地方行政組織及經濟組織の改善であります、(い)郡制を廢止し郡役所の分合を計る事、更に町村長及町村吏員の物質的待遇を計る事、(ろ)農業倉庫を徹底的に獎勵する事、是れ等であります、是等の理由は申上げずとも、政府に成程と御了解下さることであらうと思ひます、(は)農民金融の獨立を計ること、由來農村に於ける金融の權利、所謂金融の鍵と云ふが如きものは誰が握つて居るかと申しましたならば、極く少數の資本家、銀行の株主、斯う云ふやうな者が握つて居る而して銀行に依て得たる所の利益を其人方が分配を受けて居る、斯う云ふ狀態であります、故に此際一郡を區域とする信用組合、若くは信用組合聯合會設置の政策を獎勵しまして、其等一小部分の人に金融の權利を握らせずして、又一小部分の人に銀行より得たる所の利益を獲得せしめずして、農民全體が利益を得る、所謂農民の金融は農民獨立の機關に依て之を運轉すると云ふことにしたならば、農業勞働者の精神方面、物質方面に稗益を與ふること多大なりと考へるのであります、即ち農民の金融機關の獨立斯う云ふことを考へて居ります、それから(に)農産物集散市場法を制定すること、由來農民程醇朴なる半面に、猜疑心の强いものは無いのであります、故に農産物を販賣することに方りましても、其販賣機關が無き爲めに、色々と苦心慘憺を致して居ります、恰も商賣人が商機を狙ふが如くに常に心配して居ります、さう云ふやうな所から致しまして、思惑心が出來ましたり、投機心が出來たりして農民變じて相場師となる、斯う云ふやうなことに相成るのであります、故に完全なる市場を、或は停車場、或は港などと云ふが如き所に設置致しましたならば、農産物の均齊を致すことも出來るでありませう、又農民が相場師的の考にもなるのでありませう、投機心も自然撲滅するものなりと私は考へるのであります且又副業などに依て得たる所の生産物を、其農産物集散市場に於て販賣すると云ふことになりましたならば、自然と副産物の販路開拓と相成りまして、副業と云ふものゝ獎勵が出來ることゝ私は考へます、以上數案は米麥生産費の輕減とか、農業勞働者を安固ならしむるに付て、偉大なる効果があると信ずるのであります、更に進んで所謂耕作に從事しない所の田舍に散在して居る中農者、中産者、其等の人の生活費も輕減して、此中産者を維持することが出來る、斯う私は考へるのであります、果して政府に於ては、唯今申上げました數案の全部、若くは其一部を御實行になる意思ありや否や、又それ以外に何か御意見があるならば、斯う云ふことにしたならば農業勞働者を救濟することが出來る、又斯の如き政策があつたならば、田舍に散在して居る所の、思想の極めて堅實なる中農者の經濟を、維持することが出來ると云ふ政策を御示を願ひたいと思ひます、是が私の質さんとする所の第三問であります、今や世界の思潮はどし〳〵我國に押寄せて參りまして、社會政策であるとか、物價調節であるとか、勞働問題であるとか、色々の問題が波瀾重疊致して居りまするが、其根本に遡つて見ますと、是れ悉く生活問題に起因して居るのでないかと斯う私は考ふるのであります、而して其生活問題の根源は食糧に在る、食糧の根源は農業に在る、農業勞働に在る、斯う信じまするが故に、唯今の質問を致した次第であります、政府に於かせられましても、赤誠を披いて然るべき御答辯あらんことを切に希望致します、(拍手起る)

○副議長(濱田國松君)　質問第三、軍制改革に關する質問、森本是一郎君。

三　軍制改革に關する質問(森本是一郎君提出)

軍制改革に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正九年二月五日

提出者　森本是一郎

贊成者　前川虎造　外二十九人

軍制改革に關する質問主意書

國民思潮の推移に鑑み軍制に改正を加ふるの必要ありと信ず政府の所見如何

右及質問候也

〔森本是一郎君登壇、拍手起る〕

○森本是一郎君　諸君、私は國民思想の發露流動に鑑みまして、我國現在に行ふ所の軍制に、改革の必要ありと云ふことを認めて居ります、此事に就きましては、前寺內內閣の時代に於て時の陸軍次官である山田中將に是は非公式にですが私の卑見を申上げ種々意見の交換も致しまして、大に諒解を得て大部分は贊意を表せられ、近き將來に於て實現をすると云ふことでありましたが、不幸にして寺內內閣も瓦解致します、又一層の不幸は山田中將は今日では故人となられました、併し私が其際に於て意見の交換を致しました、是は非公式であつて、或は山田次官

は、所謂いゝ加減の挨拶をして置いたのでないかと云ふことを痛切に私が感じます、故に今回は之を公式に御尋しやうと思ひます、私が尋ねんとする所は主として陸軍に關係して居ります、無論海軍に幾部分關係して居りますが、大部分は陸軍に關係を有して居ることでございます、諸君凡そ此國防の重大なる任務に服する軍隊を、將來如何に改善すべきかと云ふことは、戰後に於ける最も重要問題であらうと思ふ、殊に近頃は世界乃至我國の國民思想は、種々時勢の變化と共に變りつゝあるのであります、之を通觀致しましたならば、是非改善是正すべき所の點が多いと云ふことは是は、自明の事であらうと思ひます、御承知の如く歐洲の大戰に、世界に於ける各種階級の觀念を根柢より動搖させました、隨て、戰前とは全く異りたる所の思想觀念と云ふものを抱懷したと云ふことも、是亦明かな事である、從來我國の軍隊には、國民と軍隊とに關する此問題と云へば唯だ單純なる所の壯丁の教育の程度、或は壯丁の體格の優劣若くは徵兵忌避者の多寡と云ふ位のことで是が重要問題としてからに當局の者も認めて居つたそれであるから此思想問題と云ふことに就ては、餘り深甚なる注意を拂つて居らなかつた、所が近來獨逸なり、或は露西亞の過激思想、斯う云ふものが段段蔓延致しまして、延ては我軍隊にも斯の如き思想の侵入をしはしないかと云ふことの怯氣を以て、多少研究をするやうになつたことであると思ふ、併し此過激思想、或は危險思想なるものは唯だ單に外より來る所の感染とか、或は傳染とか云ふやうなもののみに解することは、大なる誤であらうと思ふ、此事に就きましては今期の議會の劈頭に於て原總理大臣も、我國の諸般の制度に改善の必要があると云ふことも聲明せられました、又中に就ては近來は動もすると、穩健着實なる所の思想が廢たれて來て、極端なる外來思想に所謂かぶれるやうな者があると云ふことは甚だ遺憾に思ふ、諸制度を改善しても是等の思想は全然排斥しなければならぬと云ふことは、是は首相一人ではありませぬ、國民全體の者がさう思うて居るに違ひない、併ながら此思想はです、唯た外より來る毒に中しました傳染とか、或は感染とか云ふのみではない、此思想と云ふものは本來から申しますれば、自己の境遇、若くは時勢の變化に伴うて、自然的に所謂自動的に起るものでありまして決して他より入る爲め――即ち自動的に起るものであつて、他動的とか、感染的とか云ふものは主なるものではないと思ふ、それで此新聞とか、或は雜誌或は印刷物等に依て此思想が盛になつて來ると云ふことは、是は確に彈力ある所の誘因にはなるに違ひありますまい、けれどもが本來を尋ねて見れば、さう云ふ思想は、時代の變化自己の境遇に依て伏在して居る、即ち潜在して居るのである、それがさう云ふ機會に於て、何かの動機に於て偶々にして發露するものである事は、是は事實明かな事である、それ故に此兵士の思想問題を研究しやうと思ひますれば先づ以て我國の今日の兵士なるものは、如何なる制度に依り、如何なる境遇に置かれて居るか斯う云ふ事を研究するのが第一であらうと思ふ、さうして精神上及肉體上に於ける境遇の自覺と云ふものが思想上に如何に影響反應があるかと云ふ事も、是も考慮しなければならぬものである、是等の事を考慮致しまして、成るべく不平不滿の思想を起さしめないやうに努めると云ふことは、是は當然なることで、最も緊要なることと思ひます、而して此軍隊教育なるものは無論特殊教育であります、特殊教育なるが故に、此規律と秩序、或は節制と云ふことに對しては是は軍隊の精神であります、寧ろ生命であります、之を離したなれば、軍隊と云ふものは維持が出來ないことになるのは、是亦明かな事であります、唯だ軍事教育者が此特殊教育と云ふことを餘り窮屈に、餘り狹義に解釋するが爲めに、其結果が甚だ喜ばざる所の所謂形式的教育の弊に陷ると云ふことは、實に嘆すべき事だと思ひます、故に此軍制上改革の必要を私は感じまして、種々軍隊内に於ける思想感情と云ふものを研究致しました結果、是非軍隊に於ける軍制に大改革の必要ありと云ふことを痛切に感じた一人であります、就ては種々御尋したい點がございますが、是から順序を逐うて一つ御尋しやうと思ひます、まだ重要な問題がありますから、成るべく簡單に切上げる積であります、(「謹聽々々」と呼ふ者あり)第一問としては此明治十五年三月九日の陸軍省達乙第十六號、之に特報と云ふものが出まして、是は一條より第七條まである、此物は我國の軍人として、日常寤寐にも服膺すべきものである、唯た其三條に斯う云ふことが一つある「長上ノ命令ハ其事ノ如何ヲ問ハス直チニ之ニ服從シ抗抵干犯ノ處爲アルヘカラサル事」、是は無論軍隊の組織されてある以上は、長上即ち上官の命令には、絕對服從の義務を有つのは當然でありますが、其ことの如何を問はず、直ちに之に服從すると云ふことが、果して現代國民の思想に適合して居りますか、どうかと云ふことが甚だ疑問である、勿論百分の兵も、一命の下に一糸紊れざる所の行動を爲さしむるには、是は必要であります、又是がなくては軍隊の統率は出來ませぬ、併ながら長上は無理も言はない、或は道ならぬ事もしない、偏に斯う解釋致しますれば、是は別に不思議もございますまい、弊害も危險も生じまいと思ひますが、矢張軍隊の上官だと云つても、感情の動物である、感情の支配を脫することは出來ないものである、神や佛に非ざる限りは、感情の支配を脫することは出來ない、此感情の支配を脫することの出來ない上官が、即ち將校なり、下士にしても其者は矢張七情が起る譯である、是は人類通有の性情でありませう、果して其七情の有るものと致しますれば、上官が特に不平不滿で忿怒の時もある、或は非常に激昂して居る時もある、さう云ふ場合に對して、部下に對する所の即ち兵卒に對する所の命令は、隨分不合理のこともある、或は不適當のことも命令する譯である、所が此命令を上官の命令であるから、絕對に服從すべしと云ひ、大喝一聲命令に服從を強ゆる、是も決して無理のないことであらうと思ひますが、是も恰も最愛の我が兒、俗に申す目に入れても痛くないやうな我兒でも、其親が不平不滿で立腹をして居る時、或は非常に激昂をして居る時には、其最愛の我兒に對しても隨分無理な命令をして、それを肯かざれば一層怒鬱を發してでも、之を行はせると云ふことが一般の例である、是は感情の人としては無理ならぬ所である、顏回は人に怒を遷さざりし所の聖賢であつたさうでありますけれども軍隊の長上が顏回程の聖賢に非ざる限りは、怒を遷すと云ふことも、人類として亦免れない事であらうと思ふ、斯の如く考へて見ますると其事の如何を問はず云々と云ふことは、冷靜に合理的に之を解釋すると、甚だ弊害多く、最も危險を感ずる所の事柄になつて居る、然るに軍隊に於ては、此三條を軍隊に於ける教育の大方針とし、大精神とし、即ち金科玉條としてあります、此方針の下に教育しつゝある、それで此入營の際に於て宣誓式なるものを行つて、入營當時の白紙的兵士に向つて、決して違背は仕らぬと云ふ誓約を書かせる、是に於て現代の青年は、此軍隊の壓抑、所謂橫暴、斯う云ふことを感じまして實に是は非文明である、壓抑的に服從を強ゆるのである斯う云ふことを感ずるに違ひないと思ふ又此上官が不合理なる服從を強要する際に於て、引用し若くは適用するのは此三條である、私は曾て聞いたことがあります、營內に於て指定の酒保以外には、食物を買はれぬことになつて居る、所が或時當直の將校若くは下士が、其軍隊に於て嚴禁してある所のものを營外より求めて來い、即ち買つて來いと申した、所が其兵士は上官の命令であるから背くことが出來ないとして、衞兵の目を掠め、監視を破らんとして、不幸にして其兵士は捕へられた、固より軍紀軍律を犯したことでありますから、其者は遂に處分を受け、さうして其事柄を軍隊手帳に書き、鄉里に對しては不良の兵士なりとして通知を發する、遂に其者は面目を失墜したる爲めに自暴自棄に陷り、不良の徒と化すると云ふやうなことがある、是等は實に歎はしい事と私は思ひます、此ことを熟々考へて見ますと、是は上官の一大罪惡であつて、善良なる所の兵士を犧牲に供し、即ち人權を蹂躙したる所の最も甚しいものだと感ずる、それが故に戰時は別問題ですよ、戰時は別問題として、平時に於ては是非曲直正邪だけのことは、兵士にも十分辯解をさせると云ふことにしないと、餘りの所謂命令的に服從を強ゆると云ふことは、時代の錯誤なりと云ふことを私は信じます、(拍手)是はですな、將校下士の罪よりか強制度の罪であると思ふ、それで此制度を改正するの必要と云ふことを絕叫するのである、又由來軍隊はですな、地方の民情に甚だ遠ざかつて居ります、それが爲めに家庭の事情と云ふやうなことは餘り顧慮して居られぬやうに思ふ、斯う云ふ有樣でやつて、上下に眞の團結が出來るかどうかと云ふことは、是は私をして言はしむれば、到底出來ないと云ふことを斷言するに躊躇しないものであります、何となれば兵士だと云つてもですな、將校の奴隸や使用人ではない、それで將校の面目を大切に思ひ、權威が必要であるとすればです、矢張兵卒にも兵卒としての面目が大切であり、又國防の重任に當る所の兵卒の權威と云ふものも必要である、茲に又一の例を申して見たいと思ひますのは、商業學校の卒業

生がです、一年志願をして、其者が下士伍長と云ふものに最初は就かせられるのださうです、所が其教官となる人が非常な冷酷の人である、寧ろ亂暴な人間である、而して其商業學校の卒業生、即ち一年志願兵の人は、學校に居る時代から兵式體操の一部が出來ない者がある、即ち機械體操、それが出來ない者がある、所が其教官はそれが先天的に下手だと云ふことを知らない、それが故に怠けて不眞面目でそれをやらないと思つて、非常に其者が怒つて、お前は中等教育も受け、相當に學力も有り、總て學校に於て是等の技は能く研究して居る筈である、それに何故やらないかと言つて責める、所が自分に於ては實際に出來ない、斯う云ふ事が度々ありまして、多くの兵士の中で大聲疾呼罵倒する、それが爲に此一年志願兵の人は非常に感情に訴へて、遂に非常な反感を起して、如何に軍隊なりと雖も自分の出來ないものを、如何に忠實にやらんとしても、出來ないものを強ゆると云ふことは無理だ、斯う云ふことがあるので、我國民が此軍隊をいやがつて、徴兵忌避をするのも無理はない、自分は國民の爲めに犧牲となつて彼の士官を殺害して、以て此事柄を天下に告白して、將來軍隊に於ける所の壓迫を、少しでも少なくしたいと云ふ決心を持つて、然る所ですな――然る所此者が熟々考へますると、我が家庭には兩親あり、自分が此の非行を遂げると云ふことになると、親も定めて自分を怨むであらう、又落膽もするであらうと思ふが爲めに、思直して今度は除隊を企てるやうになつた、どうして除隊するかと云へば、どうしても身體は一生涯の不具となつても、自分は除隊をせねばならぬ、是れだけの決心を以ちまして、遂に拇指の一關節と二關節の間を切つて、除隊を企つたと云ふ事實がある、私は此の事を聞きまして實に同情に堪へない、無論兵士の考違もありますけれどもがです、其此に至らしめたと云ふことは、畢竟上官の冷酷、寧ろ慘酷で、其人間の個性を知らずして或る技を強ゆると云ふことが原因になつたと云ふことは、是れは重大なる問題として研究すべきものではないかと思ひました、又是れは近い例でありますが、昨年の八月に例の松山聯隊で、中隊長を其の部下の兵士が包圍して袋叩にしたと云ふことは、是れは其の當時新聞で諸君も御承知のことである、是れはですな、無論其の中隊長なる者が、平素非常に冷酷なる人間であり、部下を愛すると云ふ所の念慮が無かつた、時には數名の者を毆打した、又其の當日は管内の草刈か草取かをさした、それに豫定の仕事が捗らざつたと云ふが爲めに食事時間になつても食事を十分にやらせぬ、全體此上官なる者がです、最も規律節制を守るべき人が、既にそれを破つて兵士を酷使すると云ふことは、甚だ宜くない遣方だと思ふ、是がですな、若し戰時であつたらば、無論斯の如き軍紀を紊し亂暴をしたる者は、死刑に處せらるべきものだと私は思ふ、是も所謂上下相反目嫉視して、意思の疏通を缺いたが爲めに、斯の如き事柄が現れたのだと思ふ、之を要するに此特報第三條と云ふものは、時代に後れた即ち時代に順應しない大なる錯誤の爲めに、斯う云ふ事が起るのだと思ひますが、政府に於ては此廢止若は大なる改正、之を爲さる所の意思有りや無きやと云ふことを御尋するのであります、第二問と致しましては、教育の改善、教育の改善です、私は新兵演習の實況を見まして、是も痛切に感じた一つであります、入營の當時は、殆ど兵士なる者は別天地に入つたやうな感じを持つて居る、それで家庭に於て極めて放漫な生活をして居つた者がです、急轉直下急に生活の變化を來し、總ての扱方がまるで自分の家庭若くは地方に居るのとは、同一なる狀態でありませぬが爲めに、非常に窮屈に感じて居るのです、それを此所謂教官なる者は急に劃一的に教育せんと欲するが爲めに、大なる苦痛と、遂に悲觀を來すやうな事があるのです、それで是等もですな、漸進的に軍隊の空氣に慣らせると云ふことが最も必要ではないか、私が嘗て騎兵と輜重兵との教練を見ますのに、最初入營の當時は無論――白紙的の兵でありますから、馬までも素人と云ふことを知つて容易に柔順にしない、それをですな上官は大喝一聲、馬一匹を自由自在に使ふことの出來ぬやうな者が大切なる軍務が勤まるか、斯う云ふ事まで言うて叱り飛ばす、それで兵士は同一行動を屢々反覆してやる所が馬も無論感情を有つて居る物でありますから、馬までも遂には怒つてからに、益々其兵士の命に從はぬと云ふやうな有樣を見ました是等もです、餘り性急に劃一的に教育をせんとする所の一つの弊害であると思ふ、それで兵營に於ける教育なるものは、兵卒の個性、此個性と云ふものゝ觀察研究と云ふことを第一著にせぬと云ふことならば、寧ろ教官になる所の資格は無いものと私は思ふ

○副議長(濱田國松君)　森本君、重要な御質問ですから時間は構ひませぬけれども、大分今日は日程もありますが、まだ澤山ありますか、時間は決して厭ひませぬが……

〔「謹聽々々」と呼ふ者あり〕

○森本是一郎君　成るべく早くやります。

○副議長(濱田國松君)　成るべく……

○森本是一郎君(續)　是等の事は、入營當時の兵は種々の感想を懷きまして、人生に徴兵程無情冷酷なものは無い斯う云ふやうな考を持ちますが、其事を家庭なり、或は親戚友人等に通信をする、親や兄弟はそれを見て泣き、妻は哭する。又自分の弟などにどうぞ兵隊にはならぬやうにして下さいと云ふことを、地方の者に通信すると云ふことも是も事實であります、斯う云ふ事が世間に流傳致しまして、徴兵忌避となり、延ては思想の問題となり、遂に此危險の思想と惡化するやうな處があらうと思つて、是に於て軍隊に於ては、從來の教育の方針は餘程改善をせねばいかぬと思ひますが、當局の御意思果して如何、(「早く願ひます」と呼ふ者あり)是は澤山ありますから一二點拔かしませう(「謹聽々々」と呼ふ者あり)第三問と致しまして外出及歸郷を寛大にして貰ひたいと云ふ問題であります、軍隊に於ては下士卒に極端に拘束を加へて、是で教育の要義を得たりとしてありますけれども、是は甚だ私が間違ではあるまいかと思ふ、又將校に依りてはですな、國民の子弟を一種の器具かなどのやうに思うて、甚だ冷酷に扱つて居る、それは外出をさせねば惡い所の風が感染をしないと云ふので、殆ど囚人を見た如く、營内より出さぬ主義を執つて居るのです、是はですな丁度例へて申せば物を食はねば、胃腸病が起らぬと斯う云ふやうなのと同じ論法ではあるまいかと思ふ感情の人間をさう箱入育てにすると云ふことは甚だ宜くない、それで此考を持つて居る人は、私は人生觀の半面を知らざる者の云ふことであらうと思ふ、それが故に市立とか或は農繁期、斯う云ふ所には成るべく一定の期間を與へて歸郷をさしてやると云ふことが、最も適當なる所謂軍隊の教育の方針ではないかと思ふ、佛國では夙に此方法を講じつゝあると云ふことは、是は諸君も御承知、又獨逸は御承知の如く、國家の存亡を賭して爭ひました所の彼の戰爭中でも、戰後の兵力補塡上必要であるとして、有配偶者は一定の期間を與へて歸郷をさして居る、是等を以て考へまするとですな、私は實に[illegible]あると云ふことを想ひ浮べます、それで私は我國の軍隊にも――昔と言つても古い昔でありませぬが、兵士に褒賞休暇と云ふものを與へて、或る期間を定めて歸して居つた時代がありますがさう云ふ事を復活して以て、入營者の所謂情操を尊重し、情操を涵養してやることも必要だらうと思ふ、唯だ軍隊は特殊な教育とか、形式的の教育、是だけのものでない無形情操と云ふ事の教育もしてやらなければならぬと思ふ、それから第四點に行きます、是は下士卒の給料及恩給です、之を增額すると云ふ問題であります、現在我國下士卒の給料――兵卒から先きに申します、一箇月の現在給料が、一二等卒が一圓五十六錢、之に六割五分の臨時手當として合計二圓五十七錢餘、九年度には是が三圓六十錢となつて居ります、上等兵が一圓九十五錢、之に六割五分の臨時手當を增しまして、合計三圓二十二錢程になつて居る、是が九年度には四圓五十錢此物價騰貴、生活の壓迫を爲しつゝある今日に於て、此一二等卒でも一日現在に於ては、十錢に足らぬだけの給料では、到底軍隊に於て生活が出來ない、御承知の如く多くの兵士には、勞働者が餘計合格する、是は勞働をして身體が強健なる者の即ち身體を鍛錬した者が多いから、隨て斯う云ふ者が合格するのが多い、それで多くは無資產階級の者が合格する、是等の者は財政上に於て餘裕が無いから、入營中に於ても小遣錢が要れば、必ず家庭に送金を要求して來る、所が資產の無い者でありますから、家庭に於ては種々に苦心をして、或は借金政策をして以てそれを送つてやる、それから其間に於ては、種々なる弊害も起り、又中には實に悲劇だと思ふ事があります、血税を拂つたものを、其上又金迄相當な金を出せ、而も其者が資產の無い者から出させると云ふことは、一層の窮屈であると云ふことは是は明かである、是等の者に何とかして今少し餘計に給料をやりませぬと、軍隊に於て生活して行けない、封建時代の者は足輕以上の者は、士族と云ふ籍を皆な貰つて、精神上にも社會的にも、非常な優遇を受けて居る、然るに今日の兵はそれだけの社會的に國家的に認めて居られるかと云ふと、さうでないのみならず、家庭から小遣錢まで送つて貰は

なければならぬと云ふ現狀では、果して自分が國家に盡す所の最大義務なりと自覺をして居りましやうけれども、物質上に於て非常なる悲慘を見なければならぬと云ふ事になる、是等の事に就て、政府當局はどう云ふ考を持つて居られるかと云ふことを一つ御尋を致します、第五點として免役稅の賦課をして貰ひたい、軍人を優遇する所の財源と致しまして、私の考には免役稅を徴收して、此金を以て成るべく兵士の優遇の費用に充てたら適當だらう、それは兵の抽籤免れ、若くば補充兵、斯ふ云ふものを假りに二箇年位在營したものとして、さうして其者に免役の稅を課ける、是が働盛りの靑年が入營致しますると其中には一家の經濟上に非常に打擊を受ける、それに加へて入營中に多額の金錢迄も使ふ、さうして一朝事有る時には身を鴻毛の輕きに比してまるで命を的にして出なければならぬ、是が唯だ一遍の一六の抽籤で、と不幸に分れまして、抽籤に外れた者は是だけの苦痛を更に感じないと云ふことは、實に國民としてそれを傍觀すると云ふことは、甚だ無情冷酷であらう、それで入營する者に對して、他人より何を言はれても、其家族の者等は、口ではそれは立派に國家に盡す所の最大なる任務を、自分の子弟が其任に當ると云ふことは、實に私も仕合な者であります、斯う云ふことを言つて居りますけれども、心の中では泣いて居ることが事實であります、是が斯う申しますのが、詰まり偽はらざる所の私は告白だと思ふ、せめて家庭より送金しなければならぬと云ふやうな、苛酷な所謂無情な遣方をせずに、此免役稅なるものを取つて以つて財源の一つとして、十分なる優遇をすると云ふことが、軍人に對する所の適切なる方法なりと私は信じて居ります、然る所當局の人は、元來徴兵なるものは血稅である、それを金錢に換ふべきものではない是に私も同論であります、併し是は免役稅を出せば、徴兵を免除してやると云ふのでない、それとは私の申しますのは意味が違ふ抽籤に外れた者が免役稅を出して、さうして自分の代りに出て貰つた人だと云ふやうな考を持たせることに、國民の同情性を養ふ上に於ても最も必要だと云ふことを感じて居る、第六問と致しまして此は實に重大なる問題でありますが、勤務演習の廢止是は被教育者の既習の觀念を再生さすと云ふ事に付て、演習とか講習とか云ふことは、是は一面から考へますれば最も必要なことであります、所が此勤務演習の實況を觀察致しますと、精神的に何等喚起することは無い、斯う云ふことを私は痛切に感じて居る、それで此勤務演習なるものは、國家經濟にも影響し、個人經濟にも大なる影響がある事でございますから、是が餘り効果の無いものとすれば、私は廢した方が宜い今日我國の現狀を見ますると、徴兵檢査までは多くの人が無配偶者であります、特別の事情の無い限りは配偶者を求めませぬ、所が現役を了つて歸りますと、配偶者を求めて家庭の中堅となり、或は別家庭を作つて生計を營むのが一般の狀況であります、又人に依りましては、事業界に相當の資金を投じて事業をする人もある、斯う云ふ人がです勤務演習に召集せらるゝと云ふと甚だ迷惑に感ずるのであります、それも大なる効果有れば議論はありませぬけれども、餘りその効果が無い、寧ろ兵士其者は勤務演習を非常に厄介に思つて居る、事業家の如きは、自分の出て居る間は代理者も入れられぬ又代理者では出來ない仕事がある、一日に二十圓や三十圓の金を出しても金で此勤務演習が免れられるならば私は此の勤務演習を免れて貰ひたいと云ふのが多くあらうと思ふ、さうなりますとほんの形式的にやる事であつて、精神上に於ては何等の觀念再生にはならない、効果を認める事は出來ない、それ故に私は勤務演習は廢せられたらうどうか現に海軍は別に勤務演習と云ふものが今日の規定に於て見ますると無いやうに思はれる陸軍の方であると、歩兵は二年目、四年目に三週間、それから騎兵、砲兵、工兵、輜重兵は三年目に三週間、後備となつて歩兵騎兵、砲兵、工兵、輜重兵とも第二年目第五年目に三週間此位の事になつて居る、是等に於ては唯今申しましたやうな、家庭を持つて居る者として非常に窮屈を感ずる、効果が有れば別問題、さうして陸軍と海軍とに於ては權衡が取れない、勿論海軍は海事上の習練を要するから、無論現役の年數も長くありますけれども論理に於ては同一樣でなければならぬ、又私は騎兵、或は輜重兵の演習を見て一層不可思議に感ずる、騎兵輜重兵なるものが演習に出ても、現役兵が馬を使つて居るから、馬無しに長い靴を穿いてばつたり〱と歩いて居る、それが一朝事有る時には、馬に乘つて働をしなければならぬ、どうも是は寧ろ滑稽でないかと思ふ、其が故に私は勤務演習を廢せられては如何と云ふことを痛切に叫ぶ一人であります、それから第七問と致しまして(拍手)もう止めます、簡閱點呼、之をもう少し有意義ならしめるやうにして貰ひたい、今日行はれる所の在郷軍人の簡閱點呼と云ふものは、全然形式的のものであつて効果を認めることは出來ませぬ、それで在郷に於ける教育兵が未教育兵を年々春、秋二季、或は春夏秋冬の四季でも宜しうございます、其間に或る數日間を決めて、其者に兵式の體操、或は射擊、斯う云ふやうな事を教へさせるそれで私の意見としましては、我國の男子であつて、不具癈疾に非らざる限りは、總て兵の教育を受けさせる、在郷に於て兵の教育を受けさせる事になれば、所謂國民皆兵の主義も極めて徹底することになる、現在行はれて居る所の簡閱點呼は、奉公袋と云ふものを提げさせて、唯だ一日若くは半日間に種々な常識的な質問を試みる、さうして駈足或は徒歩をさせられると云ふ位のことに止まつて居る、甚だ私は意義を爲さぬと思ふ、それで私が申しますのは、此勤務演習を止めて此軍事的鍊磨を——教育を受けた兵が、未教育の者を教へてやる、勿論是は兵の種類に依りますけれどもが、多くは此射擊に兵式體操と云ふやうな事をやらせると云ふ事は、是は必要である、此成績を點呼すると云ふことになりますれば、全國各市町村とも、在郷の軍人は競爭的に其事柄を研究練磨すると云ふ事も是亦明かなる所の事柄である、故に此勤務演習を廢して、之に代ふるに第七問に問うた所の、簡閱點呼と云ふことを有意義にして貰ひたいと云ふのが此意味であります、終りに一言致して置きます、我陛下にも軍隊は股肱と頼ませられて、又是は國家の柱石國家の干城であります、其者に今日のやうな軍制を何時迄も改革せずに置いて、時代遲れの軍制を其儘に服從をされると云ふ事は、他から危險思想が入るのぢやない、寧ろ軍隊に危險思想なるものが醸されてはならぬ、斯う云ふ事を私は國家を念ひ、國民を念ふ所の忠誠より此事を御尋したいと思ふ、決して之を誤解して聽いて貰うてはならぬ、論難誹議をする爲めに私は質問を致すのではありませぬ、故に當局者は速に御答をして戴く必要がありませぬ、十分此事に就ては御考慮を下され、御研究を下さつて國民の滿足する御答辯を得たいと云ふことを痛切に御願ひ致します次第であります、之を以て此壇を降ります(拍手起る)

○副議長(濱田國松君) 是より日程に移ります、日程第一平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案——山本農商務大臣。

第一 平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案(政府提出 貴族院送付) 第一讀會

平和條約ノ實施ニ伴フ流通證券及工業所有權ニ關スル法律案

第一條 同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約第三百一條第二項ノ期間ハ六月トシ同條約第三百七條第一項ノ期間ハ一年トス

第二條 同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約第三百七條第二項ノ規定ニ依リ効力ヲ回復シタル特許權、實用新案權若ハ意匠權又ハ之ニ關スル一切ノ權利ノ効力ハ其ノ回復前當該ノ發明、考案又ハ意匠ニ付權利ヲ取得シ又ハ實施ヲ開始シタル者及其ノ承繼人並其ノ權利又ハ實施ニ依リ製作シタル物ニ及ハス

第三條 前二條ノ規定ノ適用ヲ受クル事項ト同樣ノ事項ニシテ同盟及聯合國ト獨逸國以外ノ國トノ平和條約ニ基クモノニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前二條ノ規定ヲ準用スルコトヲ得之ヲ準用シ難キ場合ニ於テハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法ハ同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約實施ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣山本達雄君登壇、拍手起る〕

○國務大臣(山本達雄君) 唯今議題に上りましたる流通證券及工業所有權に關しまする法律案に就きまして、御承知の通りに戰時中に於きまして、敵國に對しまする證券に付ての轉々流通しまして居る間に於て、其仕拂の期限が參りましても、此停止をすることの出來ない、拂ふことも受ることも出來ないやうなる狀態になつたのであります、又工業所有權に就きましても、特許、新案、意匠の諸件に就きましても、それ〲手數料の收入、或は又其手續と云ふ如き事が總て出來ない有樣になつて居つたのであります、隨ひまして其間に於ての敵國の此所有權の如きものは、志願者に依てそれ〲許可に相成つて居つたのであります、然るのに此度平和條約に於きま

し、此の如きものは其本人の出願に依て再び復權し得る事に相成つたのであります、それに就きまして有價證券に於ては、六箇月内に於て、又工業所有權に於きましては、一年の猶豫を與へまして、其間に此手續料金を定めますれば、元の通に復權し得ると云ふことになる法律でございます、又それに從ひまして、戰爭中に得ましたる其特權は、是は將來と雖も其特權者に就て或る時期の間之を繼續して、さうして其特權を有せしめたいと云ふことであります、是は主に獨逸に對することでありますが、それと同時に又墺太利、匈牙利に於きましても、矢張同樣なる時が來れば同樣なる取扱をしたいと云ふのでございます、併し其方は勅令に讓ると云ふことに相成つて居ります、此の如き事でありまする故に、何卒御審議の上協贊を與へられんことを希望致します（拍手する者あり）

○副議長（濱田國松君）　質議の通告があります、齋藤隆夫君。

〔齋藤隆夫君登壇〕

○齋藤隆夫君　本案は平和條約の事項に關する法律案でございまするが、之に牽連して此際政府に質して置きたい所の一つの憲法問題、殊に帝國議會の立法協贊權に關する重大なる問題があります、此事は本案が貴族院に於て討議せられた際に、江木翼君より大體の質問がありましたけれども、之に對する横田法制局長官の答辯があります、併し此答辯に關しては、甚だ承服することが出來ませぬ、

〔濱田副議長議長席を退き大岡議長復席〕

それ故に新たに質問の要點を明かにしまして、政府の意見並に之に關する、將來の方針を質して置きたいのであります、それは外の事ではありませぬ、此度締結せられました所の平和條約をば通覽いたしますると云ふと、其中には確に憲法上所謂立法事項なるものが、數多含まれて居るのであります、殊に第十編第三款に於ては「金錢ノ債務」と題し、又第四款に於ては「財産權利及利益」と題し、是等の中には明かに現行の民法、商法、及民事訴訟法等に對する所の、幾多の例外規定が含まれて居るのであります、そこで政府に御尋を致したいことは、政府は是等の規定及人民に對して効力あらしむるが爲めに、新たに立法手續を執る積りであるか、或は立法手續を執らずして、條約其もの丶規定を以て、直ちに人民をば拘束せんとするのであるか、問題は此點に在るのであります、申すまでもなく條約は國と國との約束であります、條約の對手は國家にして人民ではない、それ故に條約は國家を束縛する所の効力は有りますけれども、直接に人民をば束縛する所の効力は無いのであります、人民に對しては法律命令あり外國に對しては條約あり、法律命令が外國に對して効力無きと均しく、條約は人民に對して直接の効力を有せないのであります、此二つのものは當事者を異にして居る、隨て其効力を異にすると云ふことは是は法理上當然の結果であるのみならず、我が憲法の解釋上に於ても、一點疑を容るべき餘地はありませぬ、それ故に本員の見る所に依れば、政府は此立法事項をして、人民に對して効力あらしめんとするに付ては、別に立法手續を履んで、議會の協贊を經て法律を制定するのが至當である、若し此手續を履ますして、條約其のもの丶規定を以て、直ちに人民を束縛せんとするが如き事あつたならば、是れ明かに憲法違反である、帝國議會の立法協贊權をば蹂躙するものであり、同時に憲法上に於ける所の、日本臣民の權利を侵すものであります、然るに此點に關して、貴族院に於て政府委員の答辯せられたる所、洵に不徹底にして奇怪至極のものがあるのであります、それは如何なるものであるかと云ふと、詰まり條約に於て立法事項を定めた場合に於ては、條約其のものを以て法律と看做すのである、それ故に別に立法手續を執る必要は無い、議會の協贊を經るの必要は無い、條約を以つて直ちに人民を拘束するのであると云ふ御答辯に相成つて居るであります、併しながら斯る理由と云ふものは、如何なる所に論據を置いて居るものであるか、我が憲法上條約は何所までも條約であり、法律は何所までも法律である、此二つのものは如何なる場合に於ても混同することをば許さないのであります、然るに立法事項をば規定して居る所の條約は、條約其れ自身を以て法律と看做すと云ふ如き見解が何所を叩いたならば出て來るのであるか本員甚だ理解することが出來ない、尤も今日憲法學者の中に於きましても、一二斯樣な説をば唱へる者も無いではございませぬ、條約が既に公布せられたる以上は、法律命令と同一の効力を有つものであると云ふが如き説を爲す者もございますけれども、此説は詰り法理と政策とをば混同して居るものでございまして、其當否に就きましては、見るべき一の價値は無いのであります、尤も政府の立場より見ましたならば、是が最も便利であるには相違ない、條約は批准せられ既に公布せられたる其後に於て、條約中の立法事項をば、特に議會に提出して協贊を求める、若し議會が協贊を與へなかつた場合に於ては、條約中の其部分のみは、遂に執行することが出來ないやうになるのでありますから、此不都合をば避くるに就きましては、政府の見解は頗る政府の爲めには便宜であります、併しながら政府に便宜であると云ふことは、之が爲めに議會の協贊權をば無視し、憲法上に於ける臣民の權利を侵害する理由にはならぬのみならず、此不都合をば避くるに就きましては、他に途が無いではありませぬ、現に英吉利の如きも、我國と同しく條約締結に關する總ての權利は、國王の特權に相成つて居るのであります、併ながら此度の平和條約中或事項に就きましては、英國の憲法解釋上、是非共國會の協贊を經なければならぬ所の事項があつたに依て、總理大臣ロイドジヨージ氏は、條約調印が濟むや否や直ちに英吉利に歸つて數日の後には自ら議會に現れ、條約執行に必要なる所の二種の議案をば議會に提出して、議會の承認を求めたる其後に於て、國王に對して條約批准の奏請を爲したのであります、是は政府としては最も賢明なる所の遣方であります、我國に於きましても斯る手續を爲すことは、憲法上から見て、決して違憲の行爲ではありませぬのみならず、一方に於ては條約締結に關する天皇の大權を尊重し、他の一方に於ては立法協贊に關する所の議會の權能をば維持し、政務の圓滿を圖るに就きましては、最も適切なる處置であります併ながら本員は政府が此手續を執られなかつたと云ふことに就て、少しも非難をする者ではない、此手續を執つても宜しい、又此手續を執らずとも宜いのであります、其時の前後は問ひませぬが、兎も角此平和條約中の立法事項をして、人民に對して効力あらしめんとするに就ては、どうしても今期議會に於て、之に關する立法手續を爲さねばならぬのである、是は本員の解釋でございますが此解釋に就て、政府當局者は如何なる意見を持つて居るのであるか、貴族院に於きましては、何か之に關する二三の先例をば引用して居られますが、過去の先例は政府の解釋に一致せずして寧ろ政府の解釋に反對して居る所の事例が、澤山あるのであります、又一二左樣なる先例があるに致しました所が、其先例は明かに憲法違反の事例である、我々は違憲の先例に追從する所の義務は持ちませぬ、何所までも憲法の條規に依て、議會の權能をば維持せんとする者であります、尚ほ是は今回初めて起つた問題ではなくして、此衆議院に於きましては、餘程以前に決定せられた所の意思であります、即ち明治二十七年五月三十日、第六帝國議會には此問題に關して次の如き決定を爲して居るのであります「條約ノ締結ハ天皇ノ大權ニ屬スト雖之カ爲ニ法律ノ制定ヲ要シ又ハ法律ニ變更ヲ生スヘキ事項及租税賦課變更ニ關スル事項ハ憲法第五條第三十七條第六十二條第六十三條ノ條文ニ依リ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘキモノトス茲ニ之ヲ決議ス」即ち衆議院に於きましては、二十有餘年以前に於て、本員が以上述べたる説は、衆議院の意思となつて現れて居るのであります、此決議は政府と雖も尊重しなくてはならぬのであります、それ故に本員は此質問をば提供するのであります、政府當局者は十分に御考慮の上に此質疑に對して答辯せられんことをば望みます。

〔拍手起る〕

○政府委員（横田千之助君）　齋藤隆夫君の御質問に對して御答を致しますが、政府の見る所は、條約に於て法律事項の内容を定めましたときは、其條約は公式令に依て公布されると同時に、法律の効力を有するものと政府は解釋して居ります、是は日本憲法の特色であります、日本憲法には宣戰講和、有ゆる條約は　至尊の大權に屬して居る、英國其他歐羅巴の各國に於きましては別箇の規定があるやうでありますが、此點は日本憲法の特色として、政府は長く此解釋を維持して居るのであります、齋藤君は先例を調べて來て、齋藤君の解釋を支へる先例が多いと云ふ御話でありますが、是亦私の見る所ではさうでないのである、有ゆる法律條約に、別段の規定あるときは條約の規定に依ると書いてあるのは、是は或は齋藤君は此法律に依て、條約に法律事項の規定を委任するかの如き御解釋であるかも知れない、私の見る所はさうでない、是は一般法が特別法に斯の如き規定があると云ふ、注意喚起の法條と擇ぶ所はない、若し條約を以つて法規でないと言はれるならば、此

の一般法に於いて條約に別段の規定あるものは條約に依ると書いても、條約は法規の力を持たぬことになると思ふのであります、今日の大勢に於て　天皇の大權に基いて國際條約を結ぶ、是は國家意思の外國に對する發現であります、此外國に對する國家意思の發現は、直ちに内に向つては國民に向つたの國家意思の發現であります、國家意思は統一されなければならぬ、外に向つては國家意思として有効に發現し内に向つては有効に働かんとしたならば、國家の意思は分裂いたすものであつて、國家の人格統一を缺くことになるのであります、此の意味に於て今や國際聯盟世界に現れ、國際關係に於て條約を最も尊重すべき時代に、若し齋藤君の仰せらるゝが如く條約締結の後に於て、此條約の内容を爲したる法律事項に就て議會の協賛を求めて、議會が若し之を否決した場合には、天皇の大權と云ふものは――憲法十三條の働と云ふものは、茲に大なる停滯を來たすことになる、齋藤君の引用せらるゝ所の各國に於きましては、多くは條約調印の後に議會の協賛を經て始めて有効になるのでありますから、さう云ふ扞格が生じませぬ、帝國の憲法はさう出來て來らぬのであります、其間に於ける救濟の方法のない限りは、齋藤君の言はれる如き解釋を以て、帝國の進むことは出來ぬのであります、憲法の起草者此間を注意せぬことはないのであります、而して何等此間に於ける所の救濟の規定が無いと云ふことは、即ち條約に關する所の事柄は、全然　至尊の大權に屬する、縱んば其内容が立法事項に關して居りましても、此部分だけは憲法第二章の例外、一の條約法規として、内と外に同一の効力を持つと云ふ意味合に於て、政府は憲法を解釋して居ることであります、學者の說も齋藤君の言はれる所に依ると一二と仰せられますが、帝國の憲法學者の中で、此間の解釋は殆ど正半數に分れて居るものと私は承知致します。

「拍手起る」

○齋藤隆夫君　議論は議論として澤山ございますが是は委員會に譲ることに致します、唯だ政府委員の說は、詰まり法規と政策とをば混同したるものであります、本員は全然同意することが出來ませぬ、尙ほ十分に御考慮の上に委員會に臨まれんことを希望致します

○議長（大岡育造君）　日程第二を議題と致します。

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　動議の如くに決しました、日程第三、郵便貯金法中改正法律案の第一讀會を開きます――野田遞信大臣。

第三　郵便貯金法中改正法律案（政府提出）

第一讀會

郵便貯金法中改正法律案

郵便貯金法中左ノ通改正ス

第三條中「千圓」ヲ「二千圓」ニ、「預入金一ヲ「一度ノ預入額」ニ、「厘位」ヲ「錢位」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣野田卯太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（野田卯太郎君）　本案は御承知の通り第三條でありますが、一人の預金額が一千圓とあるのを二千圓に上せたのであります、而して一度の預金額に厘位を用ゐたのを、之を切捨て、錢位に止むると云ふ改正です、極めて單簡なる案でありますからどうか御協賛を與へられんことを望みます（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　日程第四を議題と致します。

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　動議の如く決しました、日程第五第七は、便宜上一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　第五作業會計法中改正法律案第七海軍燃料廠の石炭、煉炭又は燃料油の買入に關する法律案を一括して議題と致します――神野大藏次官。

第五　作業會計法中改正法律案（政府提出）

第一讀會

作業會計法中改正法律案

作業會計法中左ノ通改正ス

第一條中「海軍採炭所」ヲ「海軍燃料廠」ニ改ム

第二條第五項ヲ左ノ如ク改ム

海軍燃料廠据置運轉資本ハ二百萬圓トシ大正八年度末現在ノ海軍採炭所据置運轉資本ヲ以テ之ニ充テ其ノ不足額ハ漸次一般會計ヨリ繰入ス

附　則

本法ハ大正九年度ヨリ之ヲ施行ス但シ大正八年度分ニ付テハ仍從前例ニ依ル

大正八年度海軍採炭所特別會計歳入歳出豫算中翌年度ニ繰越ヲ要スルモノハ海軍燃料廠特別會計ニ繰越スヘシ

第七　海軍燃料廠の石炭、煉炭又は燃料油の買入に關する法律案（政府提出）

第一讀會

海軍燃料廠ノ石炭煉炭又ハ燃料油ノ買入ニ關スル法律案

海軍ニ於テ海軍燃料廠ヨリ石炭、煉炭又ハ燃料油ヲ買入ルル場合ニ於テハ前金拂ヲ爲スコトヲ得

附　則

本法ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年法律第二十號ハ之ヲ廢止ス

〔政府委員神野勝之助君登壇〕

○政府委員（神野勝之助君）　現在の作業會計法に於きまして、海軍採炭特別會計と云ふのがありまして採炭事業を致して居るのであります、今度來年度から致しまして、海軍に於て艦船用燃料油を自ら製造する計畫を立てまして、從來の煉炭製造事業に採炭事業を合併しまして、海軍の艦船の燃料を供給することを、統一經理いたしたいと云ふことの必要を認めまして、海軍の燃料廠と云ふものを設けて、其經理の特別會計を設けて、經理致したいと云ふのであります、それが爲めに從來の海軍の採炭所特別會計を擴張して、海軍燃料廠特別會計に改むることに致したのであります、さうして之に要する据置運轉資本は二百萬圓と致しまして、現に海軍採炭所の特別會計の所屬の十萬圓を以て是に充てゝ、其不足分は漸次一般會計から之を補充すると云ふ計畫でありま す、大正九年度に於きまして繰入れる所の額は七十萬圓であります、次に海軍燃料廠より石炭、煉炭及燃料油を買入れるに付て、前金渡しを爲すに關する法律案は海軍燃料廠特別會計の設置に伴ひまして、其資金の運轉を圓滑ならしむる爲めに、海軍に於て海軍燃料廠より石炭、煉炭及燃料油を買入れまする場合には、前金拂を爲すことを得るの途を開きたいと云ふのであります、何卒御審議御協賛あらんことを希望致します。

○議長（大岡育造君）　日程第六、第八を議題に供します。

第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第八　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　日程第五第七を一括して、委員の數を九名とし、議長に於て指名せられんことを望みます

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　動議の如く決しました――日程第九、議院法中改正法律案第一讀會の續を開きます――委員長小川寅六君。

第九　議院法中改正法律案（政府提出）

第一讀會の續（委員長報告）

〔小川寅六君登壇、拍手起る〕

○小川寅六君　唯今の議長より宣言になりました議院法中改正法律案、即ち議院法中の第十九條に、議長の歳費「七千五百圓」を「七千五百圓」に増し、副議長の歳費「五千圓」を「四千五百圓」に増し、議員の歳費「二千圓」を「三千圓」に増加すると云ふ歳費增加案であります、此委員會の經過並に結果に就て報告致します、委員會を開きますこと前後三回、委員諸君より精細なる御質問があり、政府委員に於きましても懇切なる答辯がありました、其質問應答の主なる事を申上げれば、外國に於ては無給制多きや、有給制多きや、政府委員に於ては、初めは無給制であつたが、段々有給制になつて行くのであると言ふ、尙ほ又外國に日給制がある樣子である、尙ほ今日多く維持せらるゝや、それとも歳費制の方が多いかと云ふことの質問に對して、政府委員は日給制は段々少くなつて、歳費制が多い、日給制は缺席した議員には、之を給せぬ制度が多いと云ふことであります、それより此議院法中改正案の施行期日は、本年七月一日より施行するのであります、是が議員の歳費の會計年度である、每年七月より翌年六月に至る間が、歳費に於ける會計年度であります、委員

の中より、會計法に於ける會計年度と同樣にする意思なきやと云ふ質疑がありました、政府委員に於ては、目下之を變更する意思なしと云ふ返答にありました、質問の主なる點は此位なものでありまして討議に入りましたが、委員の一人は歳費增加に反對を致しまして、他の委員諸君は悉く原案歳費增加に贊成でありました、仍て委員會は可決を致しました、是だけ委員長として御報告を致します。

○議長（大岡育造君）　本案には別に演說の通告もありませぬが、小川君は此案に就て、一個の意見を以て是より述べたいと云ふことでありますから、之を許可致します。

○小川貞六君　唯今委員長として報告の中に、委員の一名が歳費增加に反對したと云ふ委員は私であります、（笑聲起る）私は此歳費增加に反對致します其の理由の一は、議員たる職務の性質上より反對を致します、元來我々議員は今更申上ぐるまでもなく名譽職である、其名譽職の爲めには、物質上の薪俸は、私は是は犠牲に供さなければ相成らぬと思ふのであります、仍て歳費の如きは多きを求むべからず多きを受くべきものでないと私は思ひます、（拍手する者あり）殊に我々議員は、諸君も御案内の通り物質以外に精神的に優遇を受くることが頗る多いのであります、既に精神的に優遇を受けて居るのに、尙ほ物質上にまでも優遇を受くるは本員に於きましては同意致しませぬ、（「辭退をし給へ」と呼ふ者あり）辭退をしろ——要らざる御世話だ、さう云ふ御方があるなら後とで私は辯じませう、默つて御聽なさい、（「謹聽」と呼ふ者あり）亞米利加合衆國の如き、亞爾然丁の如き、頗る多額の歳費を受取つて居る國もあります、併し英國の如きものは、二月より八月に至るまで開會をし、我々は一月二十一日から開會する位の事で——年末に開會をして其後には休會、さうして一月二十一日から開會すると云ふのでありますから、殆ど三箇月に滿たぬのであります、其代り又臨時議會もそれは無いではない、併ながら英吉利の如きは、唯今申上げる通り二月より八月まで開いて、尙ほ時には秋の會なるものがあるので、それに四百磅の歳費だと云ふのであります、さう致しまするに我國の議員の歳費は、英國に比すれば先づ多い方であると私は思ふ、併ながら此場合歳費の多い少ないを言ふべきものではないと私は思ふ或は今日の政府が案を出した理由の如く、一般經濟上の狀況より考へて見ますと二千圓は恐らく足りますまい縱し之に千圓加へた所で三千圓になりましても恐らく是は足りぬだらうと思ふけれども足りぬとか餘るとか云ふべきものでない、宜しく足りぬでも我々は職務の性質の上から是は忍ぶべきものである甘んずべきものであると私は思ふので有ます（「ひや〱」と呼ふ者あり）又或は官吏の如き者は、俸給が增して居るから議員も一般經濟上の狀況に從つて增さなければならぬと云ふ、政府の御趣意であらうと思ふのである、官吏と議員とは大に違ふのであります、官吏は服務規律があつて、他の職業を執ることが出來ないのであります、議員は醫師の人は醫業を營み、辯護士は辯護士の業務を執ることが出來會社の重役は會社の重役として、相當の報酬を取ることが出來る、工業家又然りである、他の職業を求めて報酬を受くる途もあるのであります、仍て官吏の增俸があればとて決して此議員が歳費を增加する性質とは大に違ふと思ひます、唯今申上げる通り議員の職務の性質上より私は反對致したのであります次には時期の點——時の點より私は反對を致します過日も可決になりました增稅案で所得稅も上りました、酒造稅も上つた、酒精並に酒精含有飲料稅の如きも上つた、一面は歳費を增加するのであります、國費の上から見ると少額なりと雖も貴衆兩院合せて七十五萬三千圓の增加であります、御互は常に民力を休養と云つて居るではないか、御互は國費多端の際と云ふ事を能く口にするのである、御互は國民の負擔を一錢一厘でも輕減すべきものではなからうかそれに一面に於ては增稅案が出て居る、それが可決して居る今日に於て、七十五萬三千圓の歳費增加をすると云ふことは、私は是は時期に於ても甚だ宜しくないと思ふ、仍つて第二の時期の點より私は反對を致します、唯今そちらの方から辭したらどうだと云ふ御話があつた、之に就て辯じて置く、辭する辭さぬは一人一個の問題である、本件の歳費增加案の如きものは、議員全體の問題であります、而も貴族院並に衆議院に於ける問題であつて、一人一個の問題ではありませぬ、それは明治三十二年でありましたが、十三議會でありましたか、谷干城子の演說中にも、唯今辭せよと言つたやうな人があつた時に、谷干城子爵曰く、辭する馬鹿が何所にある、辭するには及ばぬ、受けた歳費は他に寄附する途がある、是は決して辭する必要はないと言つて居る、其當時衆議院は九人の差で增加案を決したのであります、殆ど半數に近い程で決して居るのであります、それに辭した者がある、田中正造君其他僅かの人である私は辭する必要は決して無い、衆議院に九人の差で決したが、貴族院は確か十九人の差で歳費增加案は決したのである、殆ど出席の半數の人が辭したかと云ふと、其人は辭して居らぬのである、又既に是が可決に相成ると云ふ事になりますと、法律の結果であります、私に贊成する人があつても、決して辭するには及ばぬ、是は法律の結果として受取つて少しも差支ない、（拍手、笑聲起る）又此十九條の第二項に歳費を辭することを得と書いてある、是は一部を辭することは出來ないのであります、歳費の全部又は一部を辭することを得と云ふのでありませぬ、歳費を辭することを得と書いてある、そこで我々は二千圓は既に受取りつゝあるので、千圓の增加額を私の方は不必要であると云つた所で、二千圓は受取り、千圓を辭すると云ふことは、是は法律の結果として、出來ぬものである、是は私に向つて辭したが宜いと言はれた人、並に私の意見に同意する人は、能く此邊を御考を願ひたいと思つて、是だけを辯じて置く、尙ほ諸君に申上げて置きたいのは、委員會の歳費增加案に贊成した人の御意見を聽くに、第一にはまるで全廢なら兎も角も、增加に反對すると云ふのは徹底しないと云ふのであります、然るに是はさうでありませぬ、歳費は二千圓と定つて居る、今日の名譽職の爲めには忍ぶが宜い、時期の爲め時節の爲めには忍ぶが宜いと云ふのですから、何も歳費增加に反對する意見の徹底せぬ理由は無いのであります、第二の理由としては斯う云ふ說も出た、選擧の際改選の際、政府の許して居る所の相當なる運動費が要る、之が爲めに歳費は矢張入用だと云ふ、是は怪しからぬ事である、歳費と運動費は別問題である、歳費は運動費に使用すべきものではない、歳費と運動費の性質を誤解して居る議論であると思ふ、是も私は採りませぬ、此二つの說が委員會に出たのでありまするが、私をして歳費增加說に贊成せしむるだけの意見とは思はなかつたのであります、故に尙ほ歳費增加に就て反對の意見を維持するのであります、尙ほ私は終りに臨んで申上げて置きたいのは故に議員に選擧せられんとするには、又選擧せられた時に僅か歳費を目當にして居る者があるか、一人も歳費を目當にして居る者は無いのである、私は此高潔なる信念を深く喜ぶのであります、どうか此高き此深き信念に基くならば、どうしても私は歳費增加に反對せざるを得ぬと思ふであります、仍て玆に反對意見を述べて置きまして、諸君の御贊同を願ひます。

○岩崎勳君　本案に就きましては、是以上可否の論を費す必要なしと認めますが故に……

○議長（大岡育造君）　一寸政府委員に發言を許しましたから——横田政府委員。

〔政府委員横田千之助君登壇〕

○政府委員（横田千之助君）　唯今委員長より贊成の御報告の後、一個の議員としての反對の御說を拜聽致しました、政府が本案を提出した所以は、上下兩院議員諸君が、增額を希望して居ると云ふやうな付度から起つたのでも何でもないのであります、既に議員各位に歳費を給すると云ふ制度になつて居ります、而して爾來二十年の歳月を經過した經濟界の變遷と云ふものは、著しくなつて來て居るのでありまするから、固より此一千圓の歳費增額に依りまして何等物質的に上下兩院議員諸君の便宜を圖ると云ふ精神でないことは明かである、唯だ此制度の存する以上は、此變化に伴つて若干の增額をすると云ふことはです、歳費制度の存在を肯定する政府としては、之を提出せざるを得ざる理由になるのです、此意味に於て御協贊を仰ぎたい次第であります。

○岩崎勳君　本案に就きましては、是以上可否の論議を費すの必要なしと認めますから、大多數を以て第二讀會を開くべしとの決定を與へられんことを希望致します。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　第二讀會を開くに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て第二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君　直ちに本案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して、委員長報告の通り可決確定せられむことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ直ちに第二讀會を開きます。

[「異議なし」と呼ふ者あり]

議院法中改正法律案 第二讀會(確定議)

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定致します、日程第十、朝鮮に於ける國勢調査に關する法律案を議題と致します、第一讀會の續――委員長木下謙次郎君。

第十 朝鮮に於ける國勢調査に關する法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)(確定議)

[木下謙次郎君登壇、拍手起る]

○木下謙次郎君 本案の形式は極めて簡單でありまするが、内容は可なり重要なる意味を含んで居りまするのでありますから、委員會は愼重に審議を盡しました次第であります、本案の趣意は、明治三十五年法律第四十九號大正七年勅令第三百五十八號の除外を求めて、本年十月一日午前零時に、我が帝國の版圖に施行すへき第一回の國勢調査に於て、朝鮮の除外を求めて、朝鮮には第一回國勢調査を施行せざることの趣意であるのであります、申すまでもなく國勢調査は、我國に於ける初めの事業でありまして、國際的にも可なり注意を惹いて居りますのみならず、朝鮮統治の方針として、日鮮人間の差別撤廢待遇同等と云ふことは、現今熾んに標榜致されて居りまするのでありまするが、丁度此時に當つて此法律に於て朝鮮のみを除外し、文明の事業より朝鮮を暗黒の裡に葬り去らんとすることは、委員會に於て多大の遺憾を感じた次第であるのであります、隨て委員會に於ては、此點に於て主として質問を致した次第であるのでありまするが、朝鮮當局者の答辯に於きましては、本案を提出しなければならぬやうに相成つたことに付て遺憾を感ずることは、委員會と同樣であるのでありまするが、併ながら朝鮮は内地と言語風俗を異に致して居りまして、國勢調査を施行するに付きましても、種々なる困難を感ずる、現に國勢調査に要する人員の如きも、通譯を合せて約十萬人の人を要すると云ふやうな大袈裟の仕事でありまして而も此十萬人の中の五萬人は、相當の訓練を積さんければ役には立たぬ、斯う云ふやうな事情であるのでありますが、昨年朝鮮總督府に於て大改革が起りました爲めに、其結果として國勢調査の準備に、多大なる頓挫を來したやうな始末であるのであります、殊に調査の幹部たるべき警察官の如き、殆ど二萬人の人數を要するのであります、其二萬人の中で半數即ち一萬人の如きは、新募の警察官でありまして、到底國勢調査の役に立つべくもないのでありまするからして、縱し假りに無理に朝鮮に國勢調査を行はんとするも、甚だ不完全なものであつて到底國勢調査の目的を達することは甚だ不可能の事であると云ふことが理由の一つ、今一つの理由は昨年三月朝鮮に於て暴動が起りまして、其結果人心未だ全く安定を致して居りませぬのであります、隨て流言蜚語が其間に熾んに生じて居ると云ふ次第であるのでありまするが、國勢調査の如き文明的事業に付いて全く了解の無い朝鮮人の間に、無理に斯樣な事をすると云ふやうなことに相成りますれば、其結果として、却て朝鮮人の人心を惑亂し、或は不測の變を招くやうな虞があるかも知れぬと云ふ點に於て當局者は已むを得ず本案を提出した次第であると云ふ、斯う云ふ辯明であるのであります、委員會に於ては、種々研究を致しましたのでありまするが、朝鮮の現狀は洵に已むを得ざる情勢に在るものと認めまして、甚だ遺憾ではありましたが、本案を可決致すことに決定を致しました、どうか諸君に於ても御審議の上、委員長の報告通り御贊成あらんことを希望致す次第であります(拍手起り「贊成」と呼ふ者あり)

○岩崎勳君 本案は讀會の順序を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

[「贊成」と呼ふ者あり]

○議長(大岡育造君) 御異議ないと認めます仍て讀會の順序を省略して、可決確定したることを宣告致します、日程第十一乃至二十八は、同一委員に付託し、且つ關聯せる議案なるに依り、一括議題と爲すことに御異議ありませぬか。

[「異議なし」と呼ふ者あり]

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、日程第十一、公債金特別會計法案、第十二、鐵道國有法中改正法律案、第十三、道路公債法案、第十四、國債整理基金特別會計法中改正法律案、第十五、家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案、第十六、電信事業公債法案、第十七、電話事業公債法中改正法律案、第十八、朝鮮事業公債法中改正法律案、第十九、臺灣事業公債法中改正法律案、第二十、樺太事業公債法中改正法律案、右の十案を一括して第一讀會の續を開きます――委員長若尾幾造君。

第十一 公債金特別會計法案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第十二 鐵道國有法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第十三 道路公債法案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第十四 國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第十五 家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第十六 電信事業公債法案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第十七 電話事業公債法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第十八 朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第十九 臺灣事業公債法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

第二十 樺太事業公債法中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

[若尾幾造君登壇]

[拍手起る]

○若尾幾造君 委員會の經過を申上げます、本案は公債金特別會計法案、鐵道國有法中改正法律案、道路公債法案、國債整理基金特別會計法中改正法律案、家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案、電信事業公債法案、電話事業公債法中改正法律案、朝鮮事業公債法中改正法律案、臺灣事業公債法中改正法律案、樺太事業公債法中改正法律案、此十案に付きまして本月七日より十二日に至つて議了致しました、其間各派委員諸君は、政府當局者と質問應答がございました、就中電信電話に付きましては、目下の所大なる不便あるが故に、政府は其設備を十分にし、敏捷に便益を圖ることを、各派委員諸君と政府當局者に於かれまして、十分なる應答がございました、而して此十案は議論に入りまして、委員會は各派一致を以て、總て原案通り可決致しました次第でございます、此段御報告申上げます、何卒御贊成あらんことを希望致します。

[拍手起る]

○議長(大岡育造君) 本案の二讀會を開くや否やを諮ります。

[「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり]

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君 日程第十一より第二十に至る十案を一括して、直ちに其第二讀會を開き、第三讀會を省略して、委員長の報告通り可決確定せられんことを望みます。

[「贊成」「贊成」と呼ふ者あり]

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました。

公債金特別會計法案 第二讀會(確定議)

鐵道國有法中改正法律案 第二讀會(確定議)

道路公債法案 第二讀會(確定議)

國債整理基金特別會計法中改正法律案 第二讀會(確定議)

家祿賞典祿處分法施行法中改正法律案 第二讀會(確定議)

電信事業公債法案 第二讀會(確定議)

電話事業公債法中改正法律案 第二讀會(確定議)

朝鮮事業公債法中改正法律案 第二讀會(確定議)

臺灣事業公債法中改正法律案 第二讀會(確定議)

樺太事業公債法中改正法律案 第二讀會(確定議)

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました、日程第二十一、明治四十年法律第二十一號中改正法律案の第一讀會の續きを開きます、委員長秋田寅之介君。

第二十一 明治四十年法律第二十一號中改正法律案(政府提出) 第一讀

會の續（委員長報告）（確定議）

〔秋田寅之介君登壇〕

〔拍手起る〕

○秋田寅之介君　唯今議題になつて居ります明治四十年法律第二十一號中改正法律案の委員會の經過及結果を報告申上げます、本案は極く簡單なるものでありますが、改正所得稅法が樺太に施行されて居りませぬので、今回樺太で其所得稅を賦課することを政府當局に於きまして必要とせられたので提出したのであります、委員會は政府當局との間に應答質問がありまして、必要缺くべからざるものであると云ふことになりまして、全會一致を以て可決致しました、諸君に於かれましてもどうか御贊成を願ひます

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は讀會の順序を省略して、委員長の報告通り可決確定せられんことを望みます。

〔「贊成々々」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　讀會の順序を省略して、可決確定するに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます。仍て可決確定したることを宣告致します、日程第二十二第二十三は同一委員に付託したる議案なるに依り、一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、日程第二十二、大學特別會計法案、第二十三、大正八年法律第十二號中改正法律案、右兩案を一括して第一讀會の續を開きます、委員長金杉英五郎君。

第二十二　大學特別會計法案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第二十三　大正八年法律第十二號中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔醫學博士金杉英五郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○醫學博士金杉英五郎君　豫て御依囑になりました大學特別會計法案、並大正八年法律第十二號中改正法律案、此二案に就きましては、委員會は滿場一致を以て可決致しました、一言一句の加減修正等はありませぬでした、併しながら其間に於ける質問並意見は頗る猛烈なるものでありました、其一二を申上げますれば、大學敎授も人なり、同じく物價騰貴に當つては苦しんで居るであらうから、增俸しなければいかぬ、增俸して而して良い人を拵へるやうにせねばいかぬと云ふやうな質問、並御意見がありました、尋で敎授の內職問題も質問並意見がありました、敎授中往々內職をする者がある、是は學術研鑽の上に非常な障碍があるではないか、是非是等の事を改めて貰ひたいと云ふやうな御注文でありました、それから敎授淘汰の事でありました、敎授中には老朽用に堪へざる者もある、又若朽用を爲さざる者も往々あるやうである、是等の者の淘汰は今日必要な事ではないか、是非是は斷行して貰ひたいと云ふやうなことでありましたが、それから敎授の無能なることに就きまして、又頗る猛烈なる議論がありました、之を防ぐ方法としては、競爭講座を用ひるの必要は無いか、敎授に各々學問の大小深淺有無を競爭させると云ふことが、學問研鑽に最も必要な事ではないかと云ふやうな意見でありました、又本案に就きましては、前申上げましたる通り何等の加減修正なきのみならず、益々最高學府の擴張は必要な事である、特に殖産興業の進展に伴うて、工學部の擴張は一層心配して貰ひたいと云ふやうな御注文もありました、右の次第を一寸報告申上げます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否やを諮ります。

〔「二讀會を開くに異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　二讀會を開くに異議なしと認めます、二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君　日程第二十二及び第二十三の兩案を一括して、直ちに其第二讀會を開き、三讀會を省略して、委員長報告通り可決確定せられんことを、望みます。

〔「贊成」「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議に御異議ございませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、直ちに第二讀會を開きます。

大學特別會計法案　第二讀會（確定議）

大正八年法律第十二號中改正法律案　第二讀會（確定議）

○議長（大岡育造君）　第三讀會を省略して可決確定したることを宣告致します、日程第二十四、第二十五は、同一委員に付託されたる議案なるに依り、一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、第二十四、小額紙幣發行繼續に關する法律案、第二十五貨幣法中改正法律案、右兩案の第一讀會の續を開きます、委員長尾見濱五郎君。

第二十四　小額紙幣發行繼續に關する法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第二十五　貨幣法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔尾見濱五郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○尾見濱五郎君　小額紙幣發行繼續に關する法律案並に貨幣法中改正法律案、此委員會は二回開きました、質問の主なる點は當分の中と云ふことがありましたが、此當分の中と云ふことに付きましては、政府は幾ら位の期間を要する見込みなるか、政府は之に對しまして確答はし難いけれども、約六七年以內には整理をする、斯う云ふ答辯でありました委員會は此小額紙幣たる、取扱上又衞生上最も嫌うべきものであるからして、此鑄造能力に十分傾注して、成るべく早く硬貨と引換へられたいと云ふ希望でありました、政府亦之に同意せられまして、十分注意に注意を加へて、一日も早く引換を完成する、斯の如き御答辯なるが故に、全會一致を以て兩案共原案の通り可決致しました、此段御報告致します。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　兩案の二讀會を開くや否やを議題と致します。

〔「二讀會を開くに異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君　日程第二十四、及第二十五兩案を一括直ちに第二讀會を開き、第三讀會省略、委員長報告通り、可決確定せられんことを望みます。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます。

小額紙幣發行繼續に關する法律案（政府提出）　第二讀會（確定議）

貨幣法中改正法律案（政府提出）　第二讀會（確定議）

○議長（大岡育造君）　仍て直ちに第二讀會を開き、三讀會を省略して可決確定したることを兩案共に御報告致します——日程第二十六、公有林野官行造林法案第一讀會の續きを開きます、委員長、中西六三郎君。

第二十六　公有林野官行造林法案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔中西六三郎登壇〕

〔拍手起る〕

○中西六三郎君　本案の委員會に於ける經過結果を御報告に及びます、本案は現在我國に散在して居りまする各地の公有林中荒廢に屬して居るものを選んで國費を以て植林をすると云ふ目的の立法でありまして、大正九年より向ふ十五箇年間に於て、第一期事業として四千五百有餘萬圓の資を投ずる計畫でございまするから、相當重大なる計畫なりと認め委員會は最も愼重なる調査を遂げたのでございます、會を開くこと五度であります、種々の方面に於て實際の硏究を遂げましたが、其結果に於て此計畫に反對する意見の方は更に無かつたのであります、唯今の我國の森林の狀態から見ますれば、寧ろ此計畫は尙ほ其小なるをこそ憂うるが之を阻止する意見を持つた御方は一人もございませぬ、併ながら是が實行に方りましては少からぬ懸念を懷いた方々が多いのであります、此計畫の大體を申上げまするど現在の公有林は五百七十萬町步ありますけれども、其中で三百七十萬町步は天然更新に依て自然に利用されるものである、殘る二百萬町步が無立木地として荒廢に委せられて居るのであります、然れども此無立木地の二百萬町步の中で、半分の百萬町步は矢張放牧地或は開墾すべき土地、其他相當に利用されるか、若くは植樹に適しない部分でありまするが故に殘る百萬町步と云ふものが植樹すべき適地である、併ながら其中で三十五萬町步は治水費に依て經費すべく更に計畫が立つて居るのでありますから其殘りの六十

五萬町歩と云ふものが問題の土地であります、然れども此度の計畫は此六十五萬町歩の半、即ち約三十五萬町歩を植林しやうと云ふのでありまして之を第一期として十五箇年に植付をする、さうして第二期としては十七箇年間に撫育並に伐採をする、斯の如くに致しまして結果は町村其他部落所有者と國との間に利益を配當する、大體を通じて計算しますると云ふと國と所有者の間に五分々々の配當をすると云ふ説明になつて居るのであります、そこで第一に疑問の起りましたのは大體の計畫は五分々々の計畫とあるけれども、併ながら各地に於て種々事情を異にして居るからそれ〲地方と契約をする場合に於て五分々々の標準と云ふ事では、契約が成立たない地方が多いであらうと云ふこと、從來の慣行に依りますれば、七民三官或は八民二官と云ふ位な習慣のあるやうな地方に持つて行つて、假令目の當りは荒廢に屬して居るとは云ひながら、地上權を設定して永い間其利用が妨げられるのであるから、五分々々の契約では實行が困難であらうと云ふ疑問が多くあつたのであります、然れども政府の説明に依れば此計畫は固より其所有者と完全なる協定を遂げて全く滿足なる了解に於て契約をするのである、契約が出來なければ强迫的になることは勿論致さぬのである、又しない法律であるから、此契約の締結は極めて自由意思でやるからして、若し地方が從來の慣行其他の事情に於て割合に不服があるならば、無論契約が成立たない、即ち契約の成立つと云ふ事柄が同時に其地方の事情に適する筋合に當るのであるから、其御心配は無用である、又實際に於て決して五分々々と云ふことを强く標準には採らない、地方に依ては民有の部分を多くする所もあらう、地方に依ては又之に反して、官有林の部分を多くすることもあらうから、是は決して無理な事は致しませぬと云ふ、極めて明瞭なる説明がございまして、此點も大體委員諸君は了解をされたのであります、それから次に深く研究致しましたのは、元來今日までと雖も、政府は各地にありまする、部落有の公有林を成るべく市町村に統一することを努力して居る、而も其努力が稍々强制的にまで行はれて居るやうな傾さへも認める、此法律を實行する上に於て、矢張其主義を餘り强く執つて、强て從來の慣行を無視して部落有を統一して市町村有に變更せしめて、植樹しやうと云ふことであれば、其仕事が困難なるばかりではない、假りに其事の行はれた後と雖も、全く地方民が其植林事業を尊重する意味に於て却て缺ける所があるから、從つて事業の成績が擧らない處が多からうと思ふ、仍て成るべく其地方の從來の慣行、特殊の事情と云ふものを無視せずに無理に統一を圖ると云ふことを避けて、此の事業の實施を望むのであると云ふ意見が多々ありました、政府に於いて從來の經驗に依り、此の種の事情は成るべくは町村に統一された上に於て行ふことが適當である、故に其統一を望む望みはすれども、强て之を行ふと云ふことは又半面に弊害があるのであらうから、是亦其實際の事情に順應して無理な事は致しませぬ、同時に又無理な事をしやうとしては、契約が成立つ譯には行きませぬから、是以て安心して貰ひたい、斯う云ふことでありました、同じ道理に於て入會權の實際の事情が甚だ複雜して居るのに、若し是等の實情に拘らず不自然なる計畫の實施を試みれば、失敗に了るであらうと云ふ注意的質問も屢々各員から出ましたが、是は政府が其意思を諒として必ず實際に失敗に了る如き事なきやう、十分の注意を加へると云ふ聲明であります、今一つは此法案の上には勿論現れて居りませぬけれども、現在地方の力が足りないから公有林を荒廢さして居る、國の力で植林をやつて貰ふのが宜しいが、或年度の經過中に其地方が力付いて、若しも町村に買受けたいと云ふことを望む場合があるかも知れない、然るに此計畫は百二箇年に跨る長期の計畫である、故に此年限の間一度契約が成立つた以上は變更が出來ないと云ふことになると是亦餘りに不自由を感ずることがあらう、それで契約中と雖も――所謂契約の年限中と雖も、地方の力が付いて之を買受ける事を望んだ場合には、政府は拂下げをすることがあるか、出來るか、斯う云ふ質問を致しました所が、それは政府に於て出來るやうに取扱をします、但し從來國が注入したる其資金に對して、此度此計畫を立てまする根本の計算の割出が百二箇年間の通計に於て、利廻が國も町村も六歩の利益かあることになつて居るから、即ち途中で賣拂ふときには國が現實に投資したもの丶上に、約六歩の利廻に當るだけのものを附加へた代價を見て、大概其邊の見當で賣拂ふことの途が取れるやうに、勅令の上で相當な規定を致したいと云ふ意見でありまして、是亦委員會に於て各員の諒承された事であります、是等の點に於て政府の聲明を得て之を了解の上、委員會は法文其のものに向つては全會一致を以て可決致した次第でございますから、左樣御承知を願ひます

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君） 本案の二讀會を開くや否やを諮ります。

〔「二讀會異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なければ二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君 直に本案の二讀會を開き、第三讀會を省略して委員長報告の通り可決確定せられむことを望みます。

公有林野官行造林法案 第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 岩崎君の動議に御異議はないと認めます、仍て動議の如く決しました――日程第二十七、朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案第一讀會の續を開きます、委員長米田穰君。

第二十七 朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續 （委員長報告）（確定議）

〔米田穰君登壇、拍手起る〕

○米田穰君 朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法案の委員會の經過及結果を御報告致します、本案は極く簡單な案でありまして、其內容たるや朝鮮に於ける病院並に濟生院の醫院の俸額、增俸、其他病院の經費總體の增額が、從來七十一萬圓を支拂つて居りましたのを、今回九十六萬圓に增額して貰ひたいと云ふ此案の內容であります、委員會は愼重審議の上、玆に一つの希望條件を附しまして全會一致を以て可決致しました、其希望は「朝鮮醫院並濟生醫院の人選は獨り治療上の問題に限らず鮮人感化の上に及ぼす影響尠からさるを以て廣く人材を一般醫界に求められんことを希望す」斯の如き希望の條件を附しまして、滿場一致可決した次第でありますから本會に於かせられても、どうぞ滿場一致可決せられんことを望みます（拍手起る）

○岩崎勳君 本案は讀會の順序を省略して、委員長報告通り可決確定せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君） 御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議がなければ動議の如く決しました、日程第二十八、二十九は同一委員に付託したる議案なるに依て、一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 之を一括して議題と爲し、報告を求めます、但し決は別々に採ります――委員長赤間嘉之吉君。

第二十八 大正五年法律第四號中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續 （委員長報告）

第二十九 大正四年法律第十六號中改正法律案（政府提出） 第一讀會の續 （委員長報告）

〔赤間嘉之吉君登壇、拍手起る〕

○赤間嘉之吉君 委員會の經過及結果を御報告申上げます、大正五年法律案第四號中改正法律案、是は大正三年臨時軍事費に充つる爲めに、特別會計に屬する資金の中より繰替使用、或は借入金、又は公債發行を爲すことを得ると云ふ法律案で從來は三億二千萬圓を限度と致して居りましたのを四億七千萬圓と云ふことに改正を致しまして、一億五千萬圓を增額する法律案でございます、是は豫算の方が既に本院を通過致しまして、貴族院の方に廻つて居る問題でございます、一億五千萬圓と申しますと分りませぬが、此全體は臨時軍事費は一億六千百餘萬圓、其中に雜收入官有物拂下代と云ふやうなものを控除致しまして、差引殘る所の一億四千八百萬圓と云ふものになりますので繰上げて一億五千萬圓を公債募集にすると云ふ事になつて居ります、之に就きまして委員會では色々質疑應答がございまして、採決に至りまして、多數は此法律案を贊成致しましたが、少數の方即ち憲政會の野村嘉六君から、此一億五千萬圓の中、一億圓を削減すると云ふ修正案が出ましたが、採決の結果それは少數で否決致しまして原案が可決せられましたのでございます、之に就きましては詳しい事は何れ野村君から、少數意見として修正案が出ますでございませうと思ひますから、報告を省略致します、大體に於きまして此大正五年法律第四號中改正法律案は、多數を以て原案を可決した次第でございます、次に大正四年法律第十六號中改正法律

實、是も豫算の關係から申しますると、同じやうに矢張臨時軍事費の豫算の中に入つて居ります、一億六千何百萬圓の豫算の中に入つて居るのでございまするが、是は大正三四年の戰役に續く戰後又は講和條約締結に關して、功績のある陸海軍軍人、文官其他の者に對して、一時賜金として給與する公債發行額でございます、從來五分利付の公債五千四百萬圓を限度として居りますのを、此度九千六百萬圓と云ふことに增額致します、都合四千二百萬圓だけ增額すると云ふ法律案でございます、是は餘り質疑もございませぬし、反對意見もございませぬで、委員會は滿場一致を以て可決致しました次第でございます此段報告致します。

「拍手起る」

○議長（大岡育造君）　先づ二十八の案を先に採ります、第二十八の二讀會を開くに御異議ありませぬか

「「二讀會を開くに異議なし」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ二讀會を開くに決します。

○岩崎勲君　直ちに日程第二十八の第二讀會を開かれむことを望みます。

○議長（大岡育造君）　直ちに第二讀會を開きます。

大正五年法律第四號中改正法律案（政府提出）　第二讀會

○議長（大岡育造君）　本案には修正案が出て居ります野村嘉六君。

「野村嘉六君登壇、拍手起る」

○野村嘉六君　私は此四億七千萬圓と云ふのを、三億七千萬圓と云ふことに修正するのであります、さうして此一億萬圓は詰まり西伯利に於ける軍事用になるのであります、それでありますからして、西伯利に於ける軍事だけを削除するのであります、さう致しまして、本年の三月の三十一日迄の軍事費の分は、是は第四十一議會に於て既に決議になつて居りますので、政府委員の聲明に依りましても、三月の三十一日迄の分は不足が無いと云ふことでありますが此上に尙ほ唯今の法律案中に約二千萬圓程を控除してあるので有ます、此二千萬圓程は大正九年の四月五月分に當るのであります、さう致しますと云ふと大正九年の三月、四月、五月分の費用があると云ふ事になるのでありますからして此約三箇月半程に於て西伯利に於ける我が軍を撤兵したならば、是で費用が足ると云ふ意味合に於て修正案を出したのであります、政府委員は撤兵の期間は約一箇月半掛つたならば、撤兵が出來ると云ふ意見であります、さう致しまするとと云ふと三箇月半の豫定をして豫算を餘してありますからして、假令多少の故障がありましても、十二分に撤兵することが出來ると斯う信ずるのであります、尙ほ其外に一千五百萬圓と云ふ金があるのは、是は東清鐵道管理に付きましての協約費用其他に充る考であるのであります、斯く修正を致しまする理由に付て簡單に申上げたいと思ふのであります、第一は私は此出師は憲法上に付て疑を起しはせぬかと思ふのであります、憲法の第十三條には「天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス」とあるのであります、我が憲法に於て戰爭は必ず宣戰せなければならぬのであります、又平和は必ず和を講ずる、即ち平和條約を締結しなければならぬ事になつて居る、申すまでもありませぬ、日獨戰爭は大正三年八月二十三日に宣戰の布告になつたのであります、而して大正九年一月十日、即ち後と月の十日を以て、平和克復の詔勅が出て居るのであります、既に平和克復の詔勅が出ました後に於ては、日本は全然平和の狀態であると謂はなければならぬ、然るに此平和の狀態になつた後に於て、高田師團が出兵して居るのである、此高田師團の出兵は如何なる名義でありませうか、私は此點に於て疑を起すのであります、即ち曩に申しました通りに、戰は宣戰の布告に依て初めて起るのである、本年一月十日平和克復の詔勅に依て、既に平和の狀態に復して居るのであります、其後に於ける高田師團の出兵は如何なる名義に基くのでありませうか、私は憲法上大に之を怪むのであります、申すまでもなく戰爭は大義名分を要するのである、國法關係から申しますと、即ち大權の發動である、大義名分を要し、大權の發動に基かなければならぬ此宣戰關係に於て、一月十日以後何等の宣戰の詔勅は無いのである、此際に於て高田師團が軍事行動を執つて、出兵すると云ふことは、私は憲法上不當なりと信ずるのであります（拍手起る）第二は斯く一億二千萬圓の金を出して、出兵をした目的に就て申上げるのであります、詰まり此一億萬圓削除する理由の一端になるのであります、先日本會議に於きまして私は加藤大使が西伯利に對しては、どうしても物資の供給が伴はなければ、完全に治むることが出來ぬと云ふ意見を述べられたと云ふことを申しまして、大藏大臣に對し、本豫算中に於ては、西伯利物資援助の費用も包含して居るのかと云ふことを質問致しました所が、大藏大臣は此速記にある通りに、それの分も包含して居ると云ふ答辯であつたのであります、其後委員會に於きまして更に大藏大臣に問ひました所が、矢張大藏大臣より同一の答辯があつた、さう致しまして委細の事は主計局長に聽いて吳れと云ふことであつたのであります、そこで主計局長に聽きました所が、此豫算中には一切西伯利物資援助の費用は無いと云ふことを聲明されたのであります、項目にも總ての點に於ても、少しも物資援助の金は計上してないと云ふことを言明されたのであります、私は一國の大藏大臣として當然物資援助の費用が包含してあると言明しながら、其案の內容を調査するに至つて、毫も計上されて居ないと云ふことは、全く我々に對して出鱈目を言つたものであると云ふことを、私は茲に斷言します、私は是れに於いて申上げたいのは、加藤大使の意見は、物資援助の伴はない出兵は到底其の效力がないと云ふことであります、さう致しますと、茲に物資援助の費用を計上してありませぬから、加藤大使の所謂出兵のみにては、却て露國人の感情を惡化せしむるのみと云ふ所の結果に陷るのであります、是れが即ち一億萬圓を削減致しまして、さうして撤兵を求むる理由であり、第三に一億萬圓の削減をするの理由と致しましては、既に最初聲明されました「チエック」援助は目的を達して居るのである、亞米利加の如きは之れを聲明して、既に兵隊を引揚げて居る譯でありますからして、兵を駐むる所の理由は既に無くなつたのである、政府は是れに於いて更に一の辯解をして曰く、露國の秩序維持の爲めなりと云ふ一の新しい理由を言出したのである、さりながら其の半面に於いて、露國の內政には干涉せぬ、即ち不干涉主義と云ふことを聲明して居るのである、斯くなります以上は、縱しや秩序維持の任務を遂行しやうと思ひましても、一面に於て干涉せぬと云ふ聲明を與へて居るのでありますから、結局秩序維持の實行が不可能に終ることに歸するのである、幾度か本問題に於て質問應答がありましたが、政府の此秩序維持と云ふ議論もつい立たなくなつたので、更に政府は鐵道守備の爲めなりと云ふことを聲明するに至つたのであります、併し是も露國の國民には却て鐵道守備には憎惡と怨恨を招く因になることを申して居ります、故に此理由も消滅したのである、其が近頃政府は更に理由を變更して、接續地なるが故にと云ふことを持出したのである、成程日本と露國とは確に接續地である、さりながら當初の出兵が接續地なりと云ふ理由の下に出兵されたならば、其理由が立つか知れませぬが、當初の聲明とは全く相反して居るのである、それでありますから、是亦何等の理由とならぬのである、政府は更に理由を變更して、四圍の狀況云々と云ふ抽象的の理由を立てられた、さりながら是も當初出兵が四圍の狀況に餘儀なくされて出兵したならば、其理由が立ちますけれども、當初の目的とは全然相違するのでありますから、是亦理由にならないのであります、更に政府は六たび理由を變へて、外交上の關係云々と云ふ曖昧なることを言ふに至つたのである、さりながら現に亞米利加が矢張當初の出兵の申込者でありましたが、撤兵を聲明して居るのであります、外交は獨り日本の占有物でない亞米利加が聲明して差支ないのに、獨り日本が外交の關係を聲明することが出來ぬと云ふ理由は無いのである（「亞米利加に跟いて行く理由はない」と呼ふ者あり）斯の如く申上げますと云ふと、六たび理由を變更して居るのであるが、結局理由が無いからして、理由を變更する必要が生ずるものだらうと思ふのである（拍手起る）理由の無い出兵は無名の師である、名無い所の軍を起すと云ふことは、古來とも深く之を憂ふるのであります、丁度現在に於ては我國が露西亞に駐兵せしむると云ふことは結局無名の師を起して居ると、同一の結果になりはせぬかと云ふことは私は憂ふるのである（拍手起る「愚論々々」と呼ふ者あり）斯の如き場合に於ては撤兵するより他に途は無いのであります、尤も中には（「撤兵は出來ませぬ、斷じて出來ませぬ」と呼ふ者あり）大兵を增派してさうして利權獲得をした方が宜いと云ふ……（「西伯利の撤兵は出來ませぬ」と呼ふ者あり議場騷然）

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○野村嘉六君（續）　大兵を增派してさうして利權獲得をするが如きことは、最も不當であると云ふことを私は茲に斷言するのである、所謂侵略主義、大兵

增派、以て利權獲得するが如きは、私は全然不當なりと云ふことを茲に斷言するのである、私は矢張此事業に就て知識を有し、正確なる人の意見が最も必要であらうと思ふ、私は是に於て西伯利軍の……(「西伯利へ行つて見給へ」「愚論々々」「默れ」と呼ふ者あり)

○議長(大岡育造君) 靜肅に願ひます。

○野村嘉六君(續) さうして向ふへ長く行つて居られた所の派遣軍司令官弘報局長頭本元貞君の意見の一斑を茲に私は申上げたいのである(「止め給へ」と呼ふ者あり)頭本君は弘報局長として長く彼地にお出でになつて、さうして最も此狀態の眞相を知つて居られる人である、此人の意見は採つて以て私は參考となるであらうと思ふのである、同君の意見の一節には「然らば此際如何なる政策を取るべきやと云ふに唯思ひ切つて撤兵するの外は無い外間に表はれたる消息に依れば有力者間には當分現狀維持の姑息策を以て當面の御茶を濁さんとする者もあるやうに見えるが是は最も危險の愚策であることを斷言するに憚らぬ現狀維持と云ふことは多くの場合無策の意味である殊に今日の場合は無策程危險なことは無い西伯利の狀態は最早現狀維持を容す餘地はないのである此際若し現狀維持の態度を採るに於ては其結果は恐らく「レーニン」政府軍と對峙若は對戰するの已むなきに至るであらう」諸君も經驗があらうがさりながら現に派遣軍の弘報局長と云ふ地位を占められて、長く彼の地に於て我軍の關係を十二分に知つて居る頭本君の言は、何より立派な證據であらうと思ふのであります(「ひや〱」「人の意見を言はずに自分の意見を言ひ給へ」と呼ふ者あり)加藤大使は物質援助と共に並進しなければ、增兵乃至出兵は却て露國人を惡化せしむるのみなりと云ふことを聲明して居る「オムスク」政府から歸られた、一年間も彼地に於て大使として行動せられ、大使として辛苦せられた同君の意見は、嚮に申した通りである此意見と頭本君の意見と之を兩々相合せたならば、撤兵より外に途がありますか、私は其撤兵を斷言するのは此理由の一點である(拍手起る)又一面から申しまするとふと、無名の師を起して忠勇なる軍人を犧牲に供すると云ふことは、決して國家の爲めに利益が無いのである、況や其結果は頭本君の意見通り長く露國と戰ふか、乃至は恨を貽すと云ふことは理の當然であるのであります、思一たび是に至つたならば、撤兵するのが當然の理であらうと思ふのである、之を國內に見るに非常に經濟が膨脹して、さうして金が澤山あると云ふことである、成程金があるに相違ない、さりながら渡る所に渡つて居ないのである、其證據には昨年以來屢々所謂同盟罷工が起つて居るのである、日給生活者は生活難を叫んで居るのである、內に於ては生活難を叫んで居る、斯の如き場合であるに拘はらず、斯の外に於ては無名の師を起して長く恨を貽すと云ふやうなことが果して國家の得策でありませうか、私は此意味から申しましても、斷然撤兵してさうして豫算を削減し、法律を修正するのが當然であらうと信ずるのであります(拍手起る)此法律案は豫算に伴ふ法律でありますからして、隨て修正理由として豫算に關して即ち撤兵の意見を申上げた次第であります(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 本案の修正に付て反對の意見があります――根本正君。

〔根本正君登壇、拍手起る〕

○根本正君 諸君、本問題は西伯利へ兵を出して置くに就て、此費用陸軍の一億二千萬圓の中より、一億萬圓を削除すると云ふ野村嘉六君の御意見でありまするが、私は之に反對をして、委員長報告に贊成をするものであります、本年の議會の中に此一億萬圓の巨額を削除するかしないかと云ふことは、實に重要なる問題であります、此西伯利に於きまして、即ち「チェック、スローバック」を援助する爲めに我日本帝國より兵を出したのであります、亞米利加よりも出師を致すと云ふことである、野村君の御意見に依りますれば、亞米利加は撤兵を聲明された故に、我日本帝國に於ても同じやうに其供をしろと云ふ意見でありまするが、是は事實出來ないことであります、又實際今日亞米利加の此方面の撤兵は事實に於ては致しませぬです、此問題に就て詳しく委員會に於ても大藏大臣、海軍大臣、其他政府委員は勿論のこと、尚ほ原總理大臣をも招じまして、野村君には十分なる御質問があつたのであります、其御質問の應答を私は聽いて居る時分に御尤々々と云ふやうに私は聽取つたのである(拍手起る「のう〱」と呼ふ者あり)併ながら彼の原君が申された時分に(「噓を言つてはいかぬ」と呼ふ者あり)西伯利には政府が無いのではないか、政府の無い所に暴民がある時分に、我が日本帝國の臣民をそれ〱守る爲めに必要でないかと言はれた時分に、成程と云ふやうなことを私は見て居つたのであります(拍手起る)若し此露西亞の國が政府が在つて、我日本帝國より外交の交涉が出來るならば兵を出すに及ばないのである、所が今日はです、何一つとして政府が無い、政府が無い故に我日本帝國に於ては、此事に就て交涉することは出來ない、であるからして亞米利加はどうだ、英吉利はどうだと云ふて色々質問がありましたが、我日本帝國は日本帝國の方針を以てするのであるから、今日撤兵することは出來ない 拍手起る)と云ふ所の答辯があられた、成程と云ふ風に承つたのであります(笑聲起る)殊に今日諸君御承知の通りに、此問題は國防のみならず、國際問題に關係する所の問題でありまする、成程亞米利加は彼の西伯利より一萬里以上の處である、我が日本國は如何でありませうか、手を叩けば向ふに聲が聞える程の近い處であります(拍手起る)加之現に我が日本國民が何程あるかと云ふ人數も御調にならない其人數は此處に私が書いてありますが、十三萬七千七百九十七人と云ふのである、殆ど十四萬の人口があるのであります、假りに「チェック、スローバック」を衞るか衞らないかは暫く措いて、我が日本國民が之を唯見遁しには出來ませぬです、是れ即ち向ふに政府が有れば政府に此委托を頼むけれども政府がない以上には我自身に自ら行つて之を衞るは當然である、故に今日の場合は即ち撤兵の時機に非ざると云ふことは、單り政府委員のみならず、我々政友會其他の委員と雖も皆な之に贊成して――撤兵爲すべからざると云ふことで贊成したのであります、殊に諸君の御記憶を願ひたい點はです、此西伯利の地方に於きまして、單に此地方と云ふものは東清鐵道の方面は是は主に英吉利人が世話を致して居りますけれども、其他の地方は即ち浦潮「ニコリスク」「ニコライエフスク」「アレキサンドリヤ」「ブラゴエシチエンスク」「ハバロフスク」斯う云ふ地方に我が日本國民が澤山居るのであります、故に本員等は此一億萬圓に就ては、削除すべからざるものであると云ふことであります、是に就て詳しい事を申上げたいけれども、全體憲政會の諸君は、常に國力の發展の事に就ては、洵に御心配が少いのである(「のう〱」と呼ふ者あり)「のう〱」でありませぬ「のう〱」ならば說明を願ひたい(「何を云ふ」と呼ふ者あり)それは其通りである(「迷うて居るから分らぬ」と呼ふ者あり)明治の二十九年に於きまして、海軍擴張の時なぞも憲政會は是に反對をなされた(「憲政會がありましたか」「憲政會はありませぬ」と呼ふ者あり)憲政本黨であります、其諸君であります、若しも彼の時分に此海軍擴張をしなかつたならば、日露戰爭は如何でありますか、若し今日撤兵したならば、西伯利地方の暴民は――露西亞の暴民――何も露西亞を擊つと云ふ譯ではない、却て我々は日本兵を以て露西亞を助けるのである、即ち暴民を禦ぐのである、若し其暴民が南下致しまして、此西伯利のみならず、滿洲地方に參りましたならば、即ち滿鐵の四百五十哩の鐵道、之に費して居る所の二億八千萬圓の金を、即ち日露戰爭の十六億萬圓の、此大金と云ふものを費した所のものを危險に陷らしむるのである、故に孰れより考へて見ましても、今日撤兵と云ふことは出來ない、且つ列強の各國に於ても是は大に敬意を表して、我を信じて居るのでありますからして滿場の諸君、どうぞ此委員長の報告通りに御贊成あらんことを希望致します(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 修正に就て決を採ります、野村君の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔贊成者 起立〕

〔「反對」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 少數と認めます、仍て否決、委員長報告通り御異議ないものと認めます、是にて二讀會は了りました。

○岩崎勳君 直ちに本案の第三讀會を開き、第二讀會議決の通り即ち委員長報告の通り可決確定あらむことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

大正五年法律第四號中改正法律案 第三讀會

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます(「反對」と呼ふ者あり)仍て委員長報告通り可決確定したることを宣告致します――日程第二十九の第二讀會を開くや否やを諮ります。

〔「二讀會を開くに異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君 直ちに本案の第二讀會を開き、第三讀

會を省略して委員長報告の通り可決確定あらむことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

大正四年法律第十六號中改正法律案

第二讀會（確定議）

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議の通り御異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました。

○岩崎勳君　日程第三十以下に對して延會の動議を提出致します。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議はないと認めます、仍て延會に決しました。

午後五時三十七分散會

○大正九年二月十九日（木曜日）

午後一時十五分開議

議事日程　第十四號

第一　實業教育費國庫補助法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　公立學校職員年功加俸國庫補助法案（政府提出）　第一讀會

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五　明治三十九年法律第三十四號中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第六　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第七　帝國鐵道會計法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第八　右議案の實査を付託すへき委員の選擧

第九　明治三十八年法律第十七號中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第十　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十一　臨時國庫證券法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第十二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第十三　大正八年法律第九號中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第十四　府縣制中改正法律案（大口喜六君外二名提出）　第一讀會

第十五　郡制中改正法律案（大口喜六君外二名提出）　第一讀會

第十六　市制中改正法律案（大口喜六君外二名提出）　第一讀會

第十七　町村制中改正法律案（大口喜六君外二名提出）　第一讀會

第十八　北海道會法中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會

第十九　府縣制中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會

第二十　郡制中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會

第二十一　市制中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會

第二十二　町村制中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會

第二十三　治安警察法中改正法律案（植原悅二郎君外一名提出）　第一讀會

第二十四　新聞紙法中改正法律案（前川虎造君外一名提出）　第一讀會

第二十五　會計士法案（關直彥君外一名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第二十六　學校衞生振興に關する建議案（八木逸郎君外四名提出）

第二十七　耕地整理速進獎勵に關する建議案（赤間嘉之吉君外一名提出）

第二十八　吉野縱貫鐵道速成に關する建議案（八木逸郎君提出）

第二十九　葉煙草罹災補償に關する建議案（奧田榮之進君外二名提出）

第三十　勢和鐵道速成に關する建議案（佃安之丞君外七名提出）

第三十一　國都鐵道建設に關する建議案（兒玉好熊君外一名提出）

第三十二　日南東部鐵道建設に關する建議案（長峰與一君外一名提出）

第三十三　姬津鐵道速成に關する建議案（福井三郎君外五名提出）

第三十四　勝倉鐵道速成に關する建議案（福井三郎君外二名提出）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一去十七日政府より提出せられたる議案左の如し

實業教育費國庫補助法中改正法律案

公立學校職員年功加俸國庫補助法案

明治三十九年法律第三十四號中改正法律案

帝國鐵道會計法中改正法律案

明治三十八年法律第十七號中改正法律案

臨時國庫證券法中改正法律案

一去十七日議員より提出せられたる議案左の如し

姬津鐵道速成に關する建議案

提出者

福井三郎君　廣岡宇一郎君

坪田十郎君　土井權大君

湯淺凡平君　西村丹治郎君

勝倉鐵道速成に關する建議案

提出者

福井三郎君　廣岡宇一郎君

奧田龜造君

四國循環鐵道完成に關する建議案

提出者

原田佐之治君　竹內明太郎君

中野寅次郎君　岡田榮君

政尾藤吉君　藤野正年君

成田榮信君　河上哲太君

岩崎一高君　生田和平君

三土忠造君　林毅陸君

高島兵吉君　松島騫君

大林森次郎君　秋田清君

武市彰一君　村松恒一郎君

阿豫鐵道池田川之江線敷設に關する建議案

提出者

原田佐之治君　河上哲太君

岩崎一高君　藤野正年君

政尾藤吉君　成田榮信君

生田和平君　竹內明太郎君

岡田榮君　中野寅次郎君

林毅陸君　三土忠造君

高島兵吉君　松島騫君

大林森次郎君　秋田清君

武市彰一君　村松恒一郎君

一今十九日議員より提出せられたる議案左の如し

重要物產同業組合法中改正法律案

提出者　土井權大君

產業組合法中改正法律案

提出者　土井權大君

一今十九日撤回せられたる議案左の如し

決議案

提出者　武富時敏君　外七名

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一去十七日衆議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の通り變更せり

一一九　村松恒一郎君

一去十七日議長に於て選定したる委員左の如し

平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案

今井今助君　關矢儀八郎君

渡邊祐策君　河上哲太君

加藤定吉君　齋藤隆夫君

小西和君　小橋藻三衞君

小川郷太郎君

郵便貯金法中改正法律案

大石五郎君　熊谷五右衞門君

岩崎一高君　赤間嘉之吉君

井原百介君　半谷清壽君

加藤政之助君　高戶郁三君

岸本賀昌君

作業會計法中改正法律案外一件

秋山金也君　廣瀨鎭之君

中村喜平君　山內範造君

降旗元太郎君　西英太郎君

鈴木久次郎君　森本是一郎君

平田健太郎君

一昨十八日委員長及理事互選の結果左の如し

平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案委員

委員長　小橋藻三衞君

理事　渡邊祐策君

郵便貯金法中改正法律案委員

委員長　岸本賀昌君

理事　大石五郎君

作業會計法中改正法律案外一件委員

委員長　森本是一郎君

理事　秋山金也君

一昨十八日常任委員補闕選擧の結果左の如し

第一部

懲罰委員　前田米藏君（赤尾彥作君補闕）

一去十七日關稅定率法中改正法律案委員尾崎敬義君辭任に付其の補闕として松井文太郎君を議長に於て選定せり

一昨十八日刑事訴訟法中改正法律案外一件委員赤尾彥作君辭任に付其の補闕として熊谷直太君を議長に於て選定せり

一今十九日平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案委員今井今助君辭任に付礒部尙君を議長に於て選定せり

○議長（大岡育造君）是より會議を開きます、諸問事項があります、第二部選出豫算委員丸山嵯峨一郎君、第四部選出豫算委員長田桃藏君、第二部選出請願委員井原喜代太郎君、第四部選出請願委員今村七平君、右常任委員辭任の申出があります、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）御異議なければ之を許可致します、各其部の諸君は速に補闕選擧の上、御屆出あらんことを望みます、此場合に日程を變更して、院內警察事項に關する特別調査委員會設置の件を諮りたいと存じます、御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

院內警察事項に關する特別調査委員會設置の件

○議長（大岡育造君）政府の同意を得ましたから變更になりました、去る十四日院內に生じたる警察事項に關する調査を爲し、將來斯の如き事態の發生を避くる途を講ずる爲め、特別委員を設置すると云ふことであります、御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）御異議なければ、此事は設置するに決まりました。

○岩崎勳君　本件委員の數は特に十八名とし、議長より指名せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）委員選擧は岩崎君の動議の通り御異議ないと認めます、仍て動議の如く決しました。

○岩崎勳君　議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち玆に政府提出、大正七年度豫備金支出の件、大正七年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件、大正七年度特別會計豫備金支出の件、大正七年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件、大正七年度大正三年臨時事件、豫備費支出の件、大正七年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件、大正七年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件、大正七年度帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件以上承諾を求むる件を議題とし、政府の說明を求め、之を審議し引續き是が審査を付託すべき委員の選擧を行はれんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）御異議ないと認めます、仍て日程は變更せられました、即ち動議の如く變更致しました――大藏大臣。

大正七年度豫備金支出の件
大正七年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正七年度特別會計豫備金支出の件
大正七年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件
大正七年度大正三年臨時事件豫備費支出の件
大正七年度大正三年臨時事件豫備費外に於て豫算外支出の件
大正七年度帝國鐵道特別會計積立金支出の件
大正七年度帝國鐵道特別會計積立金外に於て豫算超過支出の件
（以上）承諾を求むる件

〔國務大臣男爵高橋是淸君登壇、拍手起る〕

○國務大臣（男爵高橋是淸君）大正七年度豫備金及豫備金外支出事後承諾案に關する說明を致します、大正七年度に於ける一般會計、及各特別會計豫備金及豫備金外支出、大正三年臨時事件豫備費及豫備費外支出、帝國鐵道積立金及積立金外支出に關する事後承諾を求むる爲め、玆に議案を提出致しましたに付き、其大體に就て一言申述べやうと存じます、大正七年度一般會計第一豫備金の豫算額は二百萬圓でありまして、衞生試驗場、阿片費、傳染病豫防檢疫諸費、稅關臨時勤務手當、陸軍精米精麥及馬糧費、海軍受託造修費、其他必要缺くべからざる豫算の不足に對して、其全部を充用致しました大正七年度一般會計第二豫備金の豫算額は四百萬圓でありまして驅逐艦時津風救難及其復舊費、軍艦河內の遭難調査費、各廳火災復舊費、及時局の推移に伴ひ聯合與國と協調の結果、西伯利に出兵したるに付き臨時軍事費、特別會計に於て要する豫定外支出の財源に充つるが爲め、一般會計より之が資金の繰入を要したる等、緊急差措き難き豫算外の支出に對し、之が全部を充用致しました、大正七年度大正三年臨時事件豫備費の當初の豫算額は、八千四百萬圓でありまして臨時事件に關し、各省所管に於て豫算外に支出する事を要したる諸般の費途に對し其全部を充用致しましたが其後成立したる追加豫算額二千百萬圓は、之を諸般の臨時事件費に充用して結局二百十九萬七千五百四十九圓殘餘を生じました、大正七年度一般會計第一及第二豫備金、並に當初協贊を經ましたる大正三年臨時事件豫備費の豫算額全部拂切となりました爲めに、陸軍精米精麥及馬糧費、在監人費、遞信省諸拂戾金、臨時軍事費、特別會計繰入金不足、各省臨時事件費、其他必要なる費途に對し、國庫剩餘金を以て豫算超過及豫算外の支出を爲したる金額は一億五千三百四十餘萬圓でございます、大正七年度帝國鐵道特別會計積立勘定に於ける、補塡金の豫算額は四百萬圓でありまして、收益勘定に於ける鐵道作業費豫備の不足に對し、是れが全部を充用致しました、右の外尙ほ歲出豫算の不足するものあるが爲めに收益勘定及資本勘定に於て、各々其歲入を以て豫算超過の支出を爲したるもの、收益勘定に於て四千七百五十餘萬圓、資本勘定に於て五千九百二十餘萬圓でございます、右の外各特別會計に在つても亦必要已むを得ざる費途に對し、豫備金又は豫備金外の歲出若くは剩餘金を以て、豫算超過及豫算外の支出を爲したるものがございます、以上は何れも緊急避くべからざる事項と認め、之が支出を爲したるものでございますから、愼重審議の上承諾を與へられむことを切望致します（拍手）

○議長（大岡育造君）審査委員の選擧を議題と致します。

右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勳君　委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）御異議なしと認めます、仍て其如く決しました、日程第一及第三は、便宜上一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）御異議なしと認めます、第一實業教育費國庫補助法中改正法律案、第三、公立學校職員年功加俸國庫補助法案右を一括議題と爲し、其第一讀會を開きます中橋文部大臣。

第一　實業教育費國庫補助法中改正法律案（政府提出）第一讀會

實業教育費國庫補助法中改正法律案

實業教育費國庫補助法中左ノ通改正ス

第六條ノ二　主務大臣ハ第二條ニ規定スルモノノ外第一條ノ金額ノ範圍內ニ於テ北海道府縣ニ對シ實業補習教育獎勵ニ必要ナル補助金ヲ交付スルコトヲ得

第七條中「第二條」ヲ「第二條前條」ニ、「八分ノ一以內」ヲ「一部」ニ改ム

附　則

本法ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三　公立學校職員年功加俸國庫補助法案（政府提出）第一讀會

公立學校職員年功加俸國庫補助法案

公立學校職員年功加俸國庫補助法

第一條　師範學校並公立ノ中學校、高等女學校及實業學校ノ職員ノ年功加俸ニ要スル經費ヲ補助スル爲國庫ハ毎年豫算ヲ以テ定ムル所ノ金額ヲ支出ス

第二條　前條ノ規定ニ依リ補助スヘキ金額ハ前年六月一日現在ニ於テ五年以上勤續スル學校職員ノ數ニ比例シテ之ヲ北海道府縣ニ交付ス

第三條　學校職員ノ範圍及勤續ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第四條　第一條ノ實業學校ニハ實業專門學校ヲ包含セス

附　則

本法ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣中橋德五郎君登壇、拍手起る〕

○國務大臣（中橋德五郎君）　此二案を提出致しました理由を説明致します、實業教育費の國庫補助は先年より實施を致して居りましたのでございまするし、法案も既に實施になつて居りまして、今日まで二十八萬圓の豫算が、毎年總豫算に載つて居るやうな譯であります、今回其中で實業補習教育の振興を圖ります考を以ちまして、さうして專任教員を增加致したいと云ふ考を以ちまして、豫算に三十萬圓の補助金を計上致しまして、既に當院に於て御決定になつたことであります、此實施に關しまして、法案を改正するの必要がありますので、茲に本案を提出致しました次第であります、尙ほ細目の事は、委員會に於て御説明を申上げた方が宜からうと思ひます又次の公立學校職員の年功加俸の國庫補助の件でありますが、是も既に總豫算に計上致しまして、四十餘萬圓と云ふものを、既に當院に於ては御協贊を得て居る譯でありますから、此實行上の案であります、此中等教員の年功加俸の問題は、數年以前よりして研究になつて居つた問題であります、で茲に私より説明申上げるまでもない事と思ひまするで、是も何れ委員會に於きまして、實施等に就きましては勅令案、省令案等も必要な事でございますから、申上げた方が宜からうと思ひます、どうぞ御審議の上御協贊を願ひます（拍手起る）

○荒川五郎君　質問があります。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

○荒川五郎君　中等教員の年功加俸と云ふ事は、其優待に伴ふ極めて必要な事で、教育社會一般に渇望して居る所でありまして、唯今それに對する法案、即ち中等教員年功加俸國庫補助法の出ましたことは私共の喜ぶ所であります、併し是は公立學校に限られて、私立學校には其等の恩典に浴することを得せしめないと云ふことは、本案制定の精神に對して、一方に甚だ遺憾を感ずる所であります、私立學校教員優待に就ては政府は他に何等か考があるのでありますか、是が第一點の質問であります、次に一般教員、此教員の養成と云ふことは最も重大である、教育の改良進歩は、先づ良教育者を作らなければならぬ、優良なる教師を養成致すには、第一に師範教育の改善から始めなければならぬと思ふのであります森有禮氏が文部大臣の時には、森文部大臣は自ら師範教育主義であると唱へ、全力を師範教育に盡されて、爾來一般教育の上に大に改善の効があつたのであります、然るに近來師範教育が兎角振はないのであります、地方の師範學校の如きでも、入學希望者は漸次減つて、其入學者の素質は劣りつゝあるのである、此現狀の儘では總ての教育の改善進歩は望まれない、實に最も憂ふべき現象と思ふのであります師範教育には大に其力を盡すべきことゝ思ふ、殊に高等師範學校の如きは、東京並に廣島に於ても、其内部又外部よりも盛に昇格運動も行はれて居るのである教育者の地位を高め、之を優待し、さうして良教員を得、師道を盛にし、以て教育をし權威あらしめ、徹底せしむると云ふに就ては、高等師範昇格の如きは、一つの攻究すべき大切な問題と思ふのであります、政府は現今の師範學校並に高等師範の教育に對して、又其制度に對して、如何なる改善を施されんとするのでありますか、是が第二の質問であります、次に第三、義務教育の延長と云ふことは、政府は實施せらるゝ積りでありますか、其計畫ありとすれば、如何なるそれに實施の準備がありますか、先年義務教育を四年より六年に延長せられたときも校舍は不足致し、教員も依然增加致さないから、年限が延びたのみで、其延びたる効果は當時世間より疑はれたのであります、唯だ年限を延ばすだけが効ではない、それに伴ふ施設、諸般の準備、殊に良教員の養成增加と云ふ事が先づ第一であらうと思ひまするが、果して政府に義務教育を延長すると云ふ方針ありとせば、其實施に對する準備は如何でありますか、之れを御尋ねしたい、其次には七年制の高等學校は、高等學校令に於て本態と認めて居る、然るに未だ其實施に至らないのはどうでありますか、折角其制度を立てながら、其儘高閣に束ねて實施しないやうな有樣であるが政府が之を實施するに至らない次第如何、以上質問致します。

○議長（大岡育造君）　文部大臣。

〔國務大臣中橋德五郎君登壇〕

○國務大臣（中橋德五郎君）　今の御尋に御答を致します、中等程度の學校、即ち公立學校の職員の年功加俸の制度を提出致しましたに就て、御贊成の意を御漏し下さつたのは私は非常に滿足致します、是は併し御質問でありますが、どう云ふ御趣意か知れませぬけれども、本回のは公立に限つて居ります、私立には今回は實行致しませぬ積りであります、他の小學校の教員に對しまする年功加俸と、略ほ同樣なものでありまして、唯だ本回のは成るべく普く行きたいと思ひます、小學校のは全般に至つて居りませぬから、本回は普く行きたいと思ひます、矢張公立のものに限ることに今回の法案は致してございますそれから師範教育の改善の御話がありました、是は先達からも段々御尋もありまして、委員會等に於て御話を申上げて置きましたが、師範教育の改善は、最も必要な事でありますから、十分に注意をして、唯今尙ほ之が改善を圖りたいと思うて居るやうな譯であります、故に本年に於きましては昨年よりしまして、師範教育に從事する教員校長等の給料も、略々倍額に近く此九年度にはならうと思うて居る、先づ第一に待遇を相當にしませぬと改善が出來ませぬそれから入學志願者が此戰時の財界の影響の爲めに減りました、是は甚だ殘念な譯でありますが、是は致方はありますまい、總ての點に就て各種の變動を及ぼしたのであります、併し此頃は幾分止まるやうな狀況があります、是も先日豫算總會にも御尋がありましたが、大分縣の如きは昨年は增したのであります、さう云ふ縣もあります、併し大體にはどちらかと云ふと減る傾向を持つて居りますが、まあ一寸止まつた、それを善く致しまするが爲めに、各府縣に達しまして、給費の制を施行し、尙ほ給費を從前の二倍若は三倍に增額することに督勵を致しましたので、今日は以前よりは大抵二倍三倍に、府縣會に於て決議をしたことになつて居りますから、次第に改善の途に著くだらうと思つて居ります、段々各府縣の當局の話を聽きますと、一時に上す譯に行かない、漸次又此後も增額をすると云ふやうな、必要を見るだらうと云ふ意見が多いやうに見受けます、それから高等師範の改善のことに就きましては、前年來計畫致して居りますが、先年專攻科を置きまして唯今實行致して居ります、本年は卒業生も出るやうな譯であります、實は之を餘程大きく擴張したいと云ふ計畫を持つて居ります、今年の豫算には色々の都合で、其經費を計上することは見合せましたが、遠からず之が實施をするやうに、豫算の提出もする時期があるだらうと思ふ、それから昇格の問題は是は別問題であります、是は當局に於て唯今考究中であります、他の問題と昇格問題と同樣に研究して居るやうな譯であります、尙それから義務教育延長の御話がありましたが、是は先程申上げたいと思ひましたが、別問題でありましたから、申上げませぬが、是は好い機會でありますから、今申上げて置かうと思ひます、豫て申上げました通りに、當局では高等教育、中等並に初等教育、三者併行して行かなければならぬと云ふ考を持つて居りまして、其總ての點に就て順を逐うて急なるものよりして、着手を致す計畫を立てゝ居りますそれで昨年に全般に渉りまして、待遇の改善として給料を增額した譯であります、即ち大學、專門學校の如きものは總て增額致しました、又中學小學も總て增額致しました、今回の此公立學校の職員の年功加俸は、即ち其中學程度の教育の改善の一策として、實施する見込であります又實業補習學校の補習は、初等教育の改善の一端としてやる見込であります、其他にも或は間に合へば追加豫算として提出をして、御協贊を願ふことになるかも知れませぬのは、不就學兒童、即ち就學の義務を免除されて居る兒童が十萬餘ありますから、是等の者を全部收容する方法を立てたいと思つて、其調査は略々出來て居りますが、若し間に合ひますれば、本議會にも追加豫算として御協贊を仰ぎたいと思つて居ります、さうすれば殆ど就學せない兒童は無くなるやうなことになるだらうと思ひます、是も初等教育の改善の一つと考へて居ります、さう云ふやうな工合に段々に中央、又就中各地方の經費を要しますものが多くありますから、其後に此義務年限の延長と云ふことに運びたい、斯う云ふ考を持つて居るやうな次第であります、此義務年限延長の事は先達豫算委員總會に於きまして加藤君より御尋がありまして御答致して居ります、相當多額の金が要ります、先程御話の通り準備が要りますが、先づ第一に教員を造つて行かなければならぬ校舍を造つて行かなければならぬ、此總體の金を計算致して見ますと、七千萬圓許り要るのであります、其負擔の方法及實施の計畫を立てなければなりませぬ、又教員も必ずしも直ぐ出來るものではありませぬ、餘程多數の教員を要します、又經常費に於きましても、唯今の所の調査に依りますれば、二箇年の延長をやりますれば、一箇年七百萬圓乃至一千萬圓位の經常費を毎年增額することにならなければならぬと云ふやうな考を持つて居ります、故に此事は調査を進行して

居りますが、先づ他のものをもう少し進行したい、教員の、待遇改善の爲めに九年度に於て殆ど五千萬圓を超えて居るやうな負擔を致したのであります、地方の負擔の樣子を見まして、さうして更に致したいと云ふ考を今日持つて居ります(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第二、第四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勲君 日程第一及第三の兩案を一括して、委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられむことを望みます

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、仍て其如く定まりました、日程第五明治三十九年法律第三十四號中改正法律案、第七帝國鐵道會計法中改正法律案、第九明治三十八年法律第十七號中改正法律案、第十一臨時國庫證券法中改正法律案、右を一括議題と爲し、第一讀會を開きます――高橋大藏大臣

第五 明治三十九年法律第三十四號中改正法律案(政府提出) 第一讀會

明治三十九年法律第三十四號中改正法律案

明治三十九年法律第三十四號中左ノ通改正ス

第二條中「無記名利札付證券」ヲ「無記名證券」ニ「記名利札付證券」ヲ「記名證券」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ割引ノ方法ヲ以テ發行シタル國債ニ之ヲ適用セス

第九條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ割引ノ方法ヲ以テ發行シタル國債ノ消滅時效ハ五箇年ヲ以テ完成ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大藏省證券條例ハ之ヲ廢止ス

第七 帝國鐵道會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

帝國鐵道會計法中改正法律案

帝國鐵道會計法中左ノ通改正ス

第二條ノ二ヲ削ル

第十一條ノ三ヲ削ル

第十二條第四項ヲ削ル

第十三條 本會計ニ於テ仕拂上ノ餘裕金アルトキハ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

第十四條 削除

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九 明治三十八年法律第十七號中改正法律案(政府提出) 第一讀會

明治三十八年法律第十七號中改正法律案

明治三十八年法律第十七號中左ノ通改正ス

第一條中「二千萬圓」ヲ「七千五百萬圓」ニ、「千二百萬圓」ヲ「三千七百萬圓」ニ改ム

第三條ヲ削ル

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三條ノ改正規定施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一 臨時國庫證券法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

臨時國庫證券法中改正法律案

臨時國庫證券法中左ノ通改正ス

第三條ヲ削ル

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣男爵高橋是清君登壇〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 明治三十九年法律第三十四號中改正法律案外三件の提出理由を、簡單に說明致します、從來は國債に關する法律の外に、大藏省證券條例と云ふものがございまして、大藏省證券其他割引の方法を以て發行致しました國債には、此條例を適用致して居つたのでございます、其結果として國債に對する取扱が區々に涉りまして、往々其所有者が不便を感じて居つたる次第でございます是は國債政策上面白からざる事でございますから、今回の會計法改正の機會を以ちまして、大藏省證券條例を廢しまして、又其他國債に關する法規を整理して、其統一を圖りたいと思ふのでございます、是が此處にございます各法律案全體に通ずる所の提出の理由でございます、唯だ明治三十八年法律第十七號中改正法律案には、前に述べました所の理由の外に、專賣局の据置運轉資本補足の制限額が、從來二千萬圓でございましたのを、今回七千五百萬圓に增加致しました、又製鐵所の据置運轉資本補足の制限額が從來千二百萬圓でございましたのを、三千七百萬圓に增加せんとするの事項を包含して居るのでございます、是は目下の事情に應して、鹽、煙草、鐵材等の生產配給を致します上に、必要緊急なる事と感ずるのでございます、御審議の上御協贊を與へられんことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 日程第五、第七、第九、第十一の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します

第六、第八、第十、第十二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○岩崎勲君 日程第五より第十一に至る四案を一括して、政府提出會計法改正法律案の委員に、併せて付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 岩崎君の動議の如く決しました――日程第十三、大正八年法律第九號中改正法律案、第一讀會の續を開きます――委員長石原正太郎君。

第十三 大正八年法律第九號中改正法律案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告(確定議))

〔石原正太郎君登壇、拍手起る〕

○石原正太郎君 御報告をいたします、本案は造幣局の補助貨幣を增加鑄造する爲めに、其作業準備を擴張するに付きまして、法案の改正になる事項であります、即ち前議會に於きまして、造幣局の補助貨幣を增加鑄造する爲めに、三箇年繼續事業として、百十一萬餘圓の經費を議定されて居るのであります、其豫算の施行に付きまして、物價騰貴に伴うて約二十五萬餘圓の不足を生ずるのであります、更に造幣局の設備を擴張する爲めに、五十八萬餘圓の經費を要するのでありまして、合せて八十三萬餘圓の經費を、此擴張費に充てやうと云ふのであります、さうして其資金は造幣局の特別會計資金より、一般會計に增加繰入をすると云ふのであります、委員の質問に對しまして政府委員の申さるゝには、昨年補助銀貨を一千萬圓鑄造したが、銀塊相場の昂騰に伴うて之を市場に流通せしむることは、見合せて居ると云ふことであります、是等の不足を補充するため又小額紙幣を回收整理する爲めに此擴張を要するのでありまして、今後は每年貳拾錢拾錢の白銅貨と、壹錢の青銅貨を鑄造する計畫であるさうです、而して一箇年間に貳拾錢白銅貨を一千萬圓、拾錢白銅貨を三百萬圓、壹錢青銅貨を二百五十萬圓づゝ鑄造致しまして、近き將來に於て此不足せる補助貨幣を充實し又小額紙幣を回收整理する計畫だと云ふことであります、委員會は現下の經濟界の情勢に鑑みまして極めて、適切急要なる事柄と思ひまして、滿場之を可決した次第であります、どうぞ御贊成あらんことを望みます(拍手起る)

○岩崎勲君 本案は讀會の順序を省略して、委員長報告通り可決確定せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 御異議はありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議なしと認めます、仍て本案は讀會の順序を省略して、直ちに可決確定したることを報告致します、日程第十四乃至第十七の議案は、同種の議案にして、提出者同一なるに依り、一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 御異議がなければ一括議題と致します、第十四、府縣制中改正法律案、第十五、郡制中改正法律案、第十六、市制中改正法律案、第十七、町村制中改正法律案、右を一括議題に供します、第一讀會を開きます、提出者の說明を求めます――大口喜六君。

第十四 府縣制中改正法律案(大口喜六君外二名提出) 第一讀會

府縣制中改正法律案

府縣制中左ノ通改正ス

第六條第一項ヲ左ノ如ク改メ第二項、第三項及第五項ヲ削ル

府縣內ノ市町村公民ニシテ市町村會議員ノ選擧權ヲ有スル者ハ府縣會議員ノ選擧權並被選擧權ヲ有ス

第九條ヲ左ノ如ク改ム

府縣會議員ノ選擧ニ要スル選擧人名簿ハ市町村會議員ノ選擧人名簿ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 削除

第十一條 削除

第十二條 選擧人名簿ニ登錄セラレサル者ハ選擧ニ參與スルコトヲ得ス但シ選擧人名簿ニ登錄セラルヘキ確定裁決書又ハ判決書ヲ所持シ選擧ノ當日選擧會場ニ到ル者ハ此ノ限ニ在ラス

選擧人名簿ニ登錄セラレタル者選擧權ヲ有セサルトキハ選擧ニ參與スルコトヲ得ス但シ名簿ハ

之ヲ修正スル限ニ在ラス

第十八條中「選擧人名簿」ノ下ニ「又ハ其ノ謄本」ヲ加フ

第二十八條　投票ノ效力ハ選擧立會人ノ意見ヲ聽キ選擧長之ヲ決定ス

第二十九條中「七分ノ一」ヲ「五分ノ一」ニ、「年齡同シキトキ」ヲ「同年月日ナルトキ」ニ改ム

第三十二條及第四十八條中「年齡同シキトキ」ヲ「同年月日ナルトキ」ニ改ム

第五十條中「每年一回」ヲ「每會計年度一回」ニ改ム

第五十五條中「年齡同シキトキ」ヲ「同年月日ナルトキ」ニ改ム

第六十六條中「年齡同シキトキ」ヲ「同年月日ナルトキ」ニ、「每年」ヲ「二年每」ニ改ム

附　則

本法ハ次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五　郡制中改正法律案（大口喜六君外二名提出）第一讀會

郡制中改正法律案

郡制中左ノ通改正ス

第六條第一項ヲ左ノ如ク改メ第二項第三項及第五項ヲ削ル

郡內ノ町村公民ニシテ町村會議員ノ選擧權ヲ有スル者ハ郡會議員ノ選擧權並被選擧權ヲ有ス

同條第六項第四號中「神官」ノ下ニ「神職」ヲ加フ

同條第九項ヲ左ノ如ク改ム

郡ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員重役及支配人ハ其ノ郡ニ於テ被選擧權ヲ有セス

第十一條第一項ヲ左ノ如ク改メ第二項乃至第八項ヲ削ル

郡會議員選擧ニ要スル選擧人名簿ハ町村會議員ノ選擧人名簿ヲ以テ之ニ充ツ

同條第九項及第十項中「確定名簿」ヲ「選擧人名簿」ニ改メ第十一項ヲ削ル

第十五條第三項中「選擧人名簿」ノ下ニ「又ハ其ノ謄本」ヲ加ヘ「投票簿ニ捺印シ」ヲ削ル

第十七條　投票ノ拒否及效力ハ選擧立會人ノ意見ヲ聽キ選擧長之ヲ決定ス

第十八條及第二十一條中「同年月」ヲ「同年月日」ニ改ム

第三十八條中「每年一回」ヲ「每會計年度一回」ニ改ム

第四十三條中「同年月」ヲ「同年月日」ニ改ム

第五十四條中「同年月」ヲ「同年月日」ニ、「郡會議員ノ定期改選」ヲ「二年」ニ改ム

附　則

本法ハ次ノ改選期ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六　市制中改正法律案（大口喜六君外二名提出）第一讀會

市制中改正法律案

市制中左ノ通改正ス

第九條第一項ヲ左ノ如ク改ム

帝國臣民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム年齡二十年以上ノ男子六月以來市ノ住民タルトキハ其ノ市公民トス但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者、禁治產者、準禁治產者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

同條第二項中「二年」ヲ「六月」ニ改メ第三項及第五項ヲ削ル

第十一條第二項ヲ左ノ如ク改ム

市公民家資分散若ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定スルニ至ル迄其ノ公民權ヲ停止ス禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄亦同シ

第十三條中「人口五十萬ヲ超ユル市ニ於テハ人口二十萬」ヲ削ル

第十四條第二項乃至第五項ヲ削ル

第十五條　削除

第十六條中「二級又ハ三級選擧ノ爲ノミニ付亦同シ」ヲ削リ第四項ヲ左ノ如ク改メ第五項ヲ削ル

選擧人ハ住所ニ依リ所屬ノ選擧區ヲ定ム

第十七條中「二級又ハ三級選擧ノ爲ノミニ付亦同シ」ヲ削ル

第十八條第四項及第五項ヲ左ノ如ク改ム

父子兄弟タル緣故アル者ハ同時ニ市會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス其ノ同時ニ選擧セラレタルトキハ得票ノ數ニ依リ其ノ多キ者一人ヲ當選者トシ同數ナルトキ又ハ選擧區ヲ異ニシテ選擧セラレタルトキハ年長者ヲ當選者トス同年月日ナルトキハ抽籤ニ依リ市長之ヲ定ム其ノ時ヲ異ニシテ選擧セラレタルトキハ後ニ選擧セラレタル者議員タルコトヲ得ス

議員ト爲リタル後前項ノ緣故ヲ生シタル場合ニ於テハ年少者其ノ職ヲ失フ同年月日ナルトキハ抽籤ニ依リ市長之ヲ定ム

第十九條中「第一」、「每級各別ニ」及「及等級」ヲ削リ第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲新ニ議員ノ選擧ヲ要スルトキハ三月以內ニ其ノ選擧ヲ行フヘシ

第二十條第一項ヲ左ノ如ク改メ第三項中「等級及」ヲ削ル

市會議員中闕員ヲ生シタルトキハ三月以內ニ補闕選擧ヲ行フヘシ

第二十一條中「選擧期日前六十日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ」ヲ「每年九月十五日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ十月十五日迄ニ」ニ、「選擧期日前四十日ヲ期トシ其ノ日ヨリ七日間」ヲ「每年十月二十日ヨリ十五日間」ニ、「其ノ確定期日前ニ」ヲ「直ニ」ニ改ム

同條第八項及第九項ヲ左ノ如ク改メ第十三項及第十六項ヲ削ル

選擧人名簿ハ十二月十五日ヲ以テ確定期限トシ確定名簿ハ次年ノ十二月十四日迄之ヲ据置クヘシ

第三條又ハ第四條ノ處分アリタル場合ニ於ケル名簿ノ分合ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條中「各級ヨリ」、「等級及」及第三項ヲ削ル

第二十五條第五項但書ヲ削ル

第二十七條　削除

第二十八條第二項ヲ削ル

第二十九條　投票ノ拒否及效力ハ選擧立會人ノ意見ヲ聽キ選擧長之ヲ決定ス

選擧分會ニ於ケル投票ノ拒否ハ其ノ選擧立會人ノ意見ヲ聽キ分會長之ヲ決定ス

第三十條中「各級ニ於テ」及「各級ノ」ヲ削リ「七分ノ一」ヲ「五分ノ一」ニ、「年齡同シキトキ」ヲ「同年月日ナルトキ」ニ改ム

第三十二條中「數級又ハ」及「最終ニ」ヲ削ル

第四十條第二項ヲ削ル

第四十九條及第五十五條中「年齡同シキトキ」ヲ「同年月日ナルトキ」ニ改ム

第六十五條中「市會議員ノ任期ニ依ル」ヲ「二年トス」ニ改ム

第百四十六條第三項ヲ削ル

附　則

本法ハ次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令以テ之ヲ定ム

第十七　町村制中改正法律案（大口喜六君外二名提出）第一讀會

町村制中改正法律案

町村制中左ノ通改正ス

第七條第一項ヲ左ノ如ク改ム

帝國臣民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム年齡二十年以上ノ男子六月以來町村ノ住民タルトキハ其ノ町村公民トス但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者、禁治產者準禁治產者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

同條第二項中「二年」ヲ六月ニ改メ第三項及第五項ヲ削ル

第九條第二項ヲ左ノ如ク改ム

町村公民家資分散若ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄其ノ公民權ヲ停止ス禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄亦同シ

第十二條第二項乃至第五項ヲ削ル

第十三條　削除

第十四條中「二級選擧ノ爲ノミニ付亦同シ」ヲ削ル

第十五條第四項及第五項ヲ左ノ如ク改ム

父子兄弟タル緣故アル者ハ同時ニ町村會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス其ノ同時ニ選擧セラレタルトキハ得票ノ數ニ依リ其ノ多キ者一人ヲ當選者トシ同數ナルトキハ年長者ヲ當選者トス同年月日ナルトキハ抽籤ニ依リ町村長之ヲ定ム其ノ時ヲ異ニシテ選擧セラレタルトキハ後ニ選擧セラレタル者議員タルコトヲ得ス

議員ト爲リタル後前項ノ緣故ヲ生シタル場合ニ於テハ年少者其ノ職ヲ失フ同年月日ナルトキハ抽籤ニ依リ町村長之ヲ定ム

第十六條中「第一」「毎級及各別ニ」及「解任ヲ要スル等級ニ」ヲ削リ第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲新ニ議員ノ選擧ヲ要スルトキハ三月以内ニ其ノ選擧ヲ行フヘシ

第十七條第一項ヲ左ノ如ク改メ第三項ヲ削ル

町村會議員中闕員ヲ生シタルトキハ三月以内ニ補缺選擧ヲ行フヘシ

第十八條中「選擧期日前六十日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ」ヲ「毎年九月十五日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ十月十五日迄ニ」ニ、「選擧期日前四十日ヲ期トシ其ノ日ヨリ七日間」ヲ「毎年十月二十日ヨリ十五日間」ニ、「其ノ確定期日前ニ」ヲ「直ニ」ニ改ム

同條第七項及第八項ヲ左ノ如ク改メ第十二項及第十五項ヲ削ル

選擧人名簿ハ十二月十五日ヲ以テ確定期限トシ確定名簿ハ次年ノ十二月十四日迄之ヲ据置クヘシ

第三條ノ處分アリタル場合ニ於ケル名簿ノ分合ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條中「各級ヨリ」、「等級及」及第三項ヲ削ル

第二十二條第五項但書ヲ削ル

第二十四條 削除

第二十五條第二項ヲ削ル

第二十六條 投票ノ拒否及効力ハ選擧立會人ノ意見ヲ聽キ選擧長之ヲ決定ス

選擧分會ニ於ケル投票ノ拒否ハ其ノ選擧立會人ノ意見ヲ聽キ分會長之ヲ決定ス

第二十七條中「各級ニ於テ」及「各級ノ」ヲ削リ「七分ノ一」ヲ「五分ノ一」ニ、「年齡同シキトキ」ヲ「同年月日ナルトキ」ニ改ム

第二十九條中第三項及第五項中「第三項ノ場合ニ於テ何レノ當選ニ應スヘキカヲ申立テサルトキハ總テ之ヲ辭シタルモノト看做ス」ヲ削ル

第三十一條第二項ヲ左ノ如ク改ム

第二十九條第二項ノ期間ヲ經過シタルトキ、同條第五項ノ申立アリタルトキハ町村長ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ郡長ニ報告スヘシ

第三十七條第二項ヲ削ル

第五十一條中「年齡同シトキ」ヲ「同年月日ナルトキ」ニ改ム

附　則

本法ハ次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔大口喜六君登壇、拍手起る〕

○大口喜六君 私は提出者の一人と致しまして、唯今議題となつて居りまする所の市制、町村制、府縣制、郡制の各案に就きまして、改正を致したいと存じまする理由の大體を説明致したいと存じます、此各案に就きましては、既に前議會即ち第四十一議會に於きまして、既に是と略々同一の趣意の議案を私共が提出致しました、其際同じ提出者の植原悦二郎君より其理由が説明してあります、故に再び茲に其詳細なる事を繰返す必要は無いと存ずるのでありますが、案の内容に多少異なつたる點も本年はありますので、それ故に更に聊か茲に説明を加へて置きたいと思ふのであります、其順序と致しましては、先づ市制並に町村制の方に就きまして其理由を述べまして、それから後に府縣制郡制と云ふやうな順序に説明して參りたいと思ふのであります、申すまでもなく我國に於ける市又は町村と申しまするものは、公共團體の中に於きましても、極めて有力であつて極めて大切なる自治團體であります、其の進歩發達の如何は、實に立憲政治の基礎を鞏固ならしむる上に於きまして、大關係を有するものであります、諸君も御承知の如く、初めて我國に市町村制の行はれましたのは、明治二十一年の四月でありましたが、當時之に就きましては詔勅が降つて居るのでありまず、謹んで其當時の御詔勅の一部を拜讀致しますると、其中に斯う云ふことがあるのであります「地方共同の利益を發達せしめ衆庶臣民の幸福を增進することを欲し隣保團結の舊慣を存重して益々之を擴張し更に法律を以て都市及町村の權義を保護するの必要を認め茲に市制及町村制を裁可して之を公布せしむ」斯樣にあるのであります、即ち此地方共同の利益と云ふ事、衆庶臣民の幸福と云ふ事、更に又隣保團結の舊慣と申しまする事とが、此主眼と相成つて居るのであります、而して之を增進すると云ふことゝ、擴張すると云ふことゝ又別に之を存重すると云ふことゝが、其御趣旨の在る所であると拜察し奉るのであります、即ち吾々は此時勢の進運に順應致しまして、此御趣旨の在る所に依つて、我國に於ける自治制なるものを取扱ねばならぬ、斯樣に考へて居るのであります、是が今回此改正案を提出致しましたる、根本の趣意に相成つて居るのであります、そこで今回私共が提出致しました此市制町村制中に於きましてです、如何やうなる所を改正するかと申しますと、其修正の箇所は頗る多岐に渉つて居りますけれども、之を縮めて申上げますと、大體に於ては七箇條許りと相成るのであります、即ち第一が公民權の擴張であります、第二が階級選擧の撤廢であります、第三が市町村會議員の補闕選擧に關する事でありまして、是は是までは闕員がありましても、或程度に達しなければ、補闕選擧をしなくても宜いことになつて居つたのでありますが、之を闕員ある毎に、必ず補闕選擧をしなくてはならない、斯樣に改めるのであります、第四は之に伴ひまして、選擧人名簿の調製であります、此方法をば變へなくてはならない、第五は議員の定數を改めまして、大都市には尚ほ其人口に應じまして、多數の議員を選出し得ることに致したい、斯樣な考であります、之を言換へますれば、大都市に於ける議員數の增加であります、第六は議員の當選に關しまして、其得票の法定數を改めることであります、是は今回我々が改正を致しまする結果、選擧有權者の數が殖えまするが故に、自然其法定數の率をも改めなくてはならない斯樣に信ずる次第であるのであります、それから第七は市の參事會員の任期を二箇年と改めることであります、先づ此七箇條が主なる眼目と相成つて居るのでありますが、其中に就きまして、既に大部分は前申上げました如く、前議會に於きまして、植原君から詳細に説明してありますが故に之を省きまして其中の殊に主要なる點、最も主要なる點、即ち市町村に於ける公民權の擴張、勿論之には選擧權被選擧權の擴張が伴ふのでありますが、之と茲に階級選擧を撤廢すると云ふ、此二點に就きまして、此際少しく申述べて置きたい、斯樣に思ふのであります、先づ公民權擴張の事でありますが、之に就きまして今回私共の提出致して居ります要點は、苟も帝國の臣民でありまして、獨立の生計を營んで居る所の者が年齡二十年以上の男子であつて、六箇月以上其市の住民と相成つて居ります以上は、之に公民權を附與しやう、斯う云ふのであります、即ち現行法から納税資格を撤廢致しまして、年齡滿二十五年以上とありますのを、滿二十年と改め、而して二年以來住民となつて居ると云ふ條件を、六箇月以來其地の住民とさへなつて居りますれば、それで公民たるの資格がある、斯樣に改めやうと云ふのであります、熟々我國に於ける地方自治の實況を見ますのに、先刻も申します如く、明治二十一年に初めて法律が實施せられまして以來、年を經ること既に三十餘年でありますから、我國の自治行政と云ふものは、其間に於て確に進歩の實績を示して居るに相違ないと存じます、併ながら此時代の進運と云ふものは、尚ほそれよりもより以上に速なるものがあるのであります、殊に此自治制と云ふものもです、因襲の久しき、遺憾ながら其間には、又自ら情弊の生じつゝあると云ふことをも、看逃してはならないと考へたのであります、而して之を刷新し、益々之が進歩發達を期せんと致しますには、其方法も亦色々あることゝ考へますが、其中に於きまして先づ此の公民權の擴張と云ふことが、極めて大切なる事柄であらうと考へるのであります、就中納税資格の撤廢と云ふことは、之を第一義として、先づ實行しなくてはならない事であると考へるのであります、前にも申します如く今を去ること三十餘年前、初めて市町村制と云ふものが發布されたのでありますが、其時に政府から理由書と云ふものが發表されて居る、此理由書の中の一節を讀んで見ますと、斯樣な事が書いてある、是は極めて必要な事である故に、少しく之を讀んで見たいと思ふのであります、其政府の理由書の中に「即ち政府の事務を地方に分任し又人民をして之に參與せしめ以て政府の繁雜を省き併せて人民の本分を盡さしめんとするに在り而して政府は政治の大綱を握り方針を授け國家統御の實を擧ぐるを得べく人民は自治の責任を分ち以て專ら地方の公益を計るの心を起すに至るべし蓋し人民參政の思想發達するに從ひ之を利用して地方の公事に練習せしめ施政の難易を知らしめ漸く國事に任するの實力を養成せんとす是れ將來立憲の制に於て國家百世の基礎を立つる根源なる」斯樣な事を言つて居るのであります、元來此精神から申しますれば、私共は既に此納税資格などに依て、公民權を定めて居ると云ふが如き事は、實に此趣意と矛盾して居る所のものであると考へなくてはならぬのであります、併ながら過去の時代に於きましては、是も已むを得ない事でありますが、

最早今日と相成りましては、成るべく多數の國民をして、先づ其地方々々の自治行政に參與せしめ、以て自治の責任を分たしむると云ふことが、極めて必要なる事であると考へるのであります、此事は先日既に普通選擧問題が當議場に現れました場合に、屢屢此演壇で論ぜられたことであります、故に此以上を申述ぶる必要はないと存じますが、今日に於きましては最早恆産なる者は恆心なしなどと申すことを以て、國民の政治に參與し、又は行政に參與する所の資格を定むる標準と爲すが如き、時代ではなきことを信ずる者であります、今日に於ける我が日本帝國の臣民は、己が財産の有無に依て國家の利害を左右せんとするが如き、無責任の者ではあるまいと私共は考へて居るのであります、（拍手起る）我々は此理由に依りまして、納税資格の撤廢を主張する者であります、それから年齡の問題でありますが、是は矢張同僚の植原君から普通選擧の場合に申述べられました事と、全く同じ理由でありますから、茲に略することに致したい、それから此二年の在住期間を六箇月に短縮すると云ふことでありますが、是も由て來る所の理由の根本義と云ふものは、同じ理窟でありますから、是も略したいと思ひます、唯だ茲に是非一言して置かねばならぬと思ひます事は、此改正案に於きましては、尙ほ現行法にあります所の「獨立生計ヲ營ム」と云ふ、此一項は認むることであります、之に就きましては勿論種々なる議論もあることであらうと思ひますが、理想と致しましては私共は或は之をも撤廢すべしと云ふ議論があらうと思ふのであります、現に私共の普通選擧の案に於ては、其不必要なることを主張して居るのであります然るに此自治制の上に於きましては、尙ほ之を認めますのは何故でありますかと申しますに、是は一面に於きましては、事實の上に我々は論據を置かなくてはならないと考へるのであります、申しますまでもなく、之が衆議院の選擧權の如く、直接に國家の政治に參與すべき性質のものを選ぶ資格であると云ふならばです、無論此項は撤廢致して然るべきものであらうと思ふのでありますが、地方自治體に於きましては、所謂隣保團結の舊慣を存置すると云ふことが、亦極めて大切なる事であると信ずるのであります、申すまでもなく其地方の行政事務を分任するものでありますからして、即ち此廣い範圍に於きまして、國家の政治に參與すると云ふものと、極めて狹い區域の中に於て、其地方々々の行政事務に任ずる性質のものとは、自ら其間に趣を異にすべきものがあるであらうと考へるのであります、元來地方の自治行政と云ふものに於きまして、最も私共が大切と信じて居りますものは何であるかと申しますと、御承知の通り先づ其地方々々に於ける特殊の事情に精通すると云ふことが極めて必要であると思ふのであります、而して其事情に適應して行政上の成績を擧げると云ふことを、主眼としなくてはならないと思ふのであります、それから今一つ地方自治體に於て必要な事は、寧ろ技倆の優れたる人を得るよりも其地方に信用が厚くして、而も鄕黨間に於きまして比較的に重きを置かるる人を得ることが、極めて大切であらうと思ふのであります、此點から申しますれば、即ち其等の組織を致しまする權利を有しまするのが、公民でありまするが故に、公民なるものは少くとも此獨立の生計だけは營んで居る者でなければならぬ、斯樣なる者に權利を與へると云ふことは少くとも今日の時代に於ては、尙ほ之を必要とせなくてはならないと斯樣に信じたのであります、殊に我日本帝國に於きましては家族制度の上に、特殊の美風を存して居る所の國柄であります、此點から申しましても、亦極めて此に何等かの妙味の存するものがあるであらうと私共は信じた次第であります、次に階級選擧の撤廢でありますが、御承知の如く現行法に於ける我國の市制町村制に於きましては、階級選擧の法が採用せられて居りましては、市制に於ては三級、町村制に於ては二級の階級から、各其市町村會議員を選擧することになつて居るのであります、承りますれば、最初我國で此法を定めるには、獨逸國の制を採つたと云ふことであります、我國には此自治制以外には、曾て斯の如き階級的制度を設けて選擧を致しまする法例は、ございませぬやうに我々は思ふのであります、殊に其本家本元と謂はれる所の獨逸國に於きましては、此階級選擧なるものの根據が甚だ薄弱であると云ふので、唯今では次第々々に比例選擧が採用されて居ると承知して居るのであります、是も最初市町村制が行はれました時に發布されました所の理由書を調べて見まするのは、此階級選擧を設くるに就ての理由として、斯う云ふ事が書いてあるのであります「本制に於ては納税額に依り選擧人の等級を立て選擧權を以て市町村負擔の輕重に伴隨せしむ蓋し名譽職に任ずるには市町村公民の避からざる義務なれば資産あるものにあらざれば之に任ずる事能はず」斯う云ふ事が唯一の理由となつて居るのでありますが今日の時勢から考へますれば、此理由實に驚くの外はないと私共に思ふのであります、是は私が說明するまでもない今日に於ては殆ど何等價値の無き問題であらうと私共は思ふのであります、況や既に此公民權に關しまして其納税資格を撤廢する以上は此階級選擧をも改めまして平等選擧と致しまするのが正に當然であらうと斯樣に信ずる次第であります、市町村制の改正に就きましての說明は、先づ此邊で止めまして簡單に府縣制並に郡制の改正に關する大體を申述べて置きたいと思ふのであります、府縣制並に郡制の改正に就きましても、其改正の個條は中々澤山にありますが、御手許に配付されてありまする所の案に依て、御覽を願ひたいと思ふのであります、併ながら之を約めて見ますれば、矢張其主要なる點は、選擧權並に被選擧權の擴張に歸著するのであります、即ち其改正の大體は如何やうなるものかと申しますれば、現行法を改めまして、其府縣郡內の市町村に於て公民權を有つて居る所の者には、之に全部其府縣會並に郡會議員の選擧權被選擧權を與へやうとするのであります、私共は我國に於ける現在の府縣又は郡と云ふものに對しまして、今少しく自治の意義を擴張したいと思つて居る者であります、それに對しましては、未だ具體的の案は茲に出して居りませぬが、早晚是は實行しなくてはならない問題であると思ふのであります、而して其根柢即ち基礎と云ふものは、矢張之を市町村に置かなくてはならないと考へるのであります、即ち市町村が相集つて大きくなつた自治體は郡である、府縣である、斯う云ふ事にならなくてはならない氣運に向ひつゝあると信じて居る者であります、此見地から致しますれば、先づ市町村の公民には、矢張其郡なり府縣なりの議員に對する選擧權被選擧權と云ふものを與へる事が、適當なりと信ずる者であります、それから又之を事務の上から申して見ますると、今日の規定と云ふものは實に複雜なるものでありまして、市町村役場と云ふものは、容易ならざる手數を選擧人名簿の調査に用ゐなければならない事情になつて居るのであります、先づ每年九月と十月には府[illegible]員と[illegible]員の選擧[illegible]名簿を作らなければなりませぬ、それから、同年同每に郡會議員と市町村會議員[illegible]が[illegible]して其時には選擧期日六十日以前に、[illegible]を作らなければなりませぬが、それが一々資格を異にして居るが故に、實に之を調査するに複雜なることは一通ではないのであります、それに同年に作ると[illegible]ますれば、大層間があるやうでありますが、其實は常に相當の原簿を備へて置きまして、少くとも每年々々加除をして行かなければ、到底確實なる名簿は出來るものでない、名簿が不完全である爲めに訴訟などが起るのは、實は能く調べて見ると、平生の用意に缺ける所がある結果であると私共は思ひます、此所から考へて見まするとまふと、此改正案の如くに致しますれば、每年公民權の名簿を確實に作つて置きますれば、後は極めて僅かな手數で、容易に選擧名簿は出來ると云ふことになるのでありますからして、是は理論の方でなく、實際上の問題と致しまして、亦極めて考へなくてはならない事と信じて居るのであります、要するに府縣郡に於ける選擧權、並に被選擧權に於きましても、納税資格を撤廢しまして、其權利を公民權と同一なるものに致しますので、其根本的の理由は、矢張市町村制の場合に申述べた事と同じでありますから、爰に再び之を述べませぬ、其他に尙ほ參事會員の年限並に府縣會郡會の開會時期等に就て、改正を要する點でありまするが、是は御手許に廻つてありまする案に就て御覽下さいますれば、大體分りませうと存じまするが、茲に此所で一々之を申述べませぬ尙ほ最後に一言申添へて置きたい事のありまするのは、府縣制郡制は勿論亦町村制に於きましても、我々は公民權又は選擧權被選擧權の擴張以外に、時世の進運に鑑みまして、自治體其のものゝ權限を、今少しく擴張する必要ありと信じて居る者であります、（拍手する者あり）而して此國家の基礎を鞏固ならしむべく、それが健全なる發達を之に依て希望しなくてはならないと思つて居る所の者であります、他日之に就きましては或は具體的の意見を提出することがあらうかと考へますが、今は唯だ其趣旨の一端として、此改正案に現れて居りまする事を申述べた次第であるのであります尙ほ詳しき事は、幸に是が委員に付託さるゝことになりますれば、其席上に於て辯明致したいと

存じますから、今日は此大體の說明に止めたいと思ひます、どうぞ御贊成を願ひます、（拍手起る）

○岩崎勳君　日程第十四より第十七に至る四案は、一括して議長指名を以て、特に十八名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議の如く決しました。

○森本是一郎君　作業會計法中改正法律案外一件の委員會を開會致したいと思ひますが、御許を願ひます。

○議長（大岡育造君）　許可致します。

〔森本是一郎君「該委員の御方は第七委員室へ御集合を願ひます」と呼ふ〕

○議長（大岡育造君）　日程第十八乃至第二十二、此諸案を一括して議題と爲すに御異議はありませぬか

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なければ一括議題と致します本田恒之君

第十八　北海道會法中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會

北海道會法中改正法律案

北海道會法中左ノ通改正ス

第四條　帝國臣民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム年齡二十五年以上ノ男子一年以來北海道內ニ住所ヲ有スル者ハ北海道會議員ノ選擧權及被選擧權ヲ有ス

附　則

本法ハ大正九年五月一日以後ニ行ハルル總選擧ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ道會議員ノ職ニ在ル者ハ從前ノ規定ニ依ル最近ノ總選擧ニ於テ總テ其ノ職ヲ失ス

本法施行ノ爲必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九　府縣制中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會

府縣制中改正法律案

府縣制中左ノ通改正ス

第六條　第一項ヲ左ノ如ク改メ第二項第三項及第五項ヲ削ル

府縣內ノ市町村公民ニシテ市町村會議員ノ選擧權ヲ有スル府縣會議員ノ選擧權及被選擧權ヲ有ス

第十一條　削除

附　則

本法ハ大正九年五月一日以後ニ行ハルル總選擧ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ府縣會議員ノ職ニ在ル者ハ從前ノ規定ニ依ル最近ノ總選擧ニ於テ總テ其ノ職ヲ失フ

本法施行ノ爲必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十　郡制中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會

郡制中改正法律案

郡制中左ノ通改正ス

第六條第一項ヲ左ノ如ク改メ第二項第三項及第五項ヲ削ル

郡內ノ町村公民ニシテ町村會議員ノ選擧權ヲ有スル者ハ郡會議員ノ選擧權及被選擧權ヲ有ス

第十一條第二項ヲ削ル

附　則

本法ハ大正九年五月一日以後ニ行ハルル改選期ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ郡會議員ノ職ニ在ル者ハ從前ノ規定ニ依ル最近ノ定期改選期ニ於テ總テ其ノ職ヲ失フ

本法施行ノ爲必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一　市制中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會

市制中改正法律案

市制中左ノ通改正ス

第九條　帝國臣民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム年齡二十五年以上ノ男子一年以來市ノ住民ト爲リタル者ハ其ノ市公民トス但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後一年ヲ經サル者、禁治產者、準禁治產者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

市ハ前項一年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

市公民ノ要件中其ノ年限ニ關スルモノハ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更ノ爲中斷セラルルコトナシ

第十一條　第二項ヲ左ノ如ク改ム

市公民家資分散若ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄又ハ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄其ノ公民權ヲ停止ス

第十四條第二項乃至第五項ヲ削ル

第十五條　削除

第十六條中「二級又ハ三級選擧ノ爲ノミニ付亦同シ」ヲ削リ第四項ヲ左ノ如ク改メ第五項ヲ削ル

選擧人ハ住所ニ依リ所屬ノ選擧區ヲ定ム

第十七條中「二級又ハ三級選擧ノ爲ノミニ付亦同シ」ヲ削ル

第十八條第四項ヲ左ノ如ク改ム

父子兄弟タル緣故アル者ハ同時ニ市會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス其ノ同時ニ選擧セラレタルトキハ得票ノ數ニ依リ其ノ多キ者一人ヲ當選者トシ同數ナルトキ又選擧區ヲ異ニシテ選擧セラレタルトキハ年長者ヲ當選者トス其ノ時ヲ異ニシテ選擧セラレタルトキハ後ニ選擧セラレタル者議員タルコトヲ得ス

第十九條中「毎級各別ニ」及「及等級」ヲ削ル

第二十條中「等級及」ヲ削ル

第二十一條第十三項ヲ削ル

第二十一條中「各級ヨリ」及「及等級」ヲ削リ第三項ヲ左ノ如ク改ム

天災事變等ニ依リ選擧ヲ行フコト能ハサルニ至リタルトキハ市長ハ更ニ選擧會場及投票ノ日時ヲ告示シ選擧ヲ行フヘシ

第二十五條第五項但書ヲ削ル

第二十七條　削除

第二十八條第二項ヲ削ル

第三十條第一項ヲ左ノ如ク改ム

市會議員ノ選擧ハ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ議員數ヲ以テ選擧人名簿ニ登錄セラレタル人員數ヲ除シテ得タル數ノ七分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

第三十二條中「數級又ハ」ヲ削ル

第百四十六條第三項ヲ削ル

第百七十七條　削除

附　則

本法ハ大正九年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ市會議員又ハ市內ニ於ケル區ノ區會議員ノ職ニ在ル者ハ從前ノ規定ニ依ル最近ノ總選擧ニ於テ總テ其ノ職ヲ失フ

北海道及沖繩縣ニ於ケル區ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ市トス

前項ニ依リ區ヲ市ト爲スニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二　町村制中改正法律案（武富時敏君外五名提出）　第一讀會

町村制中改正法律案

町村制中左ノ通改正ス

第七條第一項及第二項ヲ左ノ如ク改メ第三項及第五項ヲ削ル

帝國臣民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ム年齡二十五年以上ノ男子一年以來町村ノ住民ト爲リタル者ハ其ノ町村公民トス但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後一年ヲ經サル者、禁治產者、準禁治產者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

町村ハ前項一年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

第九條第二項ヲ左ノ如ク改ム

町村公民家資分散若ハ破產ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄又ハ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ其ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄其ノ公民權ヲ停止ス

第十二條第二項乃至第五項ヲ削ル

第十三條　削除

第十四條中「二級選擧ノ爲ノミニ付亦同シ」ヲ削ル

第十五條第四項ヲ左ノ如ク改ム

父子兄弟タル緣故アル者ハ同時ニ町村會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス其ノ同時ニ選擧セラレタルトキハ得票ノ數ニ依リ其ノ多キ者一人ヲ當選者トシ同數ナルトキハ年長者ヲ當選者トス其ノ時ヲ異ニシテ選擧セラレタルトキハ後ニ選擧セラレタル者議員タルコトヲ得ス

第十六條中「毎級各別ニ」及但書ヲ削ル

第十七條第三項ヲ削ル

第十八條第十二項ヲ削ル

第十九條中「各級ヨリ選擧スヘキ」及「等級及」ヲ削リ第三項ヲ左ノ如ク改ム

天災事變等ニ依リ選擧ヲ行フコト能ハサルニ至リタルトキハ町村長ハ更ニ選擧會場及投票ノ日時ヲ告示シ選擧ヲ行フヘシ

第二十二條第五項但書ヲ削ル

第二十四條　削除
第二十五條第二項ヲ削ル
第二十七條第一項ヲ左ノ如ク改ム
　町村會議員ノ選擧ハ有効投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ議員數ヲ以テ選擧人名簿ニ登錄セラレタル人員數ヲ除シテ得タル數ノ七分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス
第二十九條第三項ヲ削ル
第百五十七條　削除

　附　則

本法ハ大正九年五月一日ヨリ之ヲ施行ス
本法施行ノ際現ニ町村會議員、區會議員又ハ全部事務ノ爲ニ設クル町村組合會議員ノ職ニ在ル者ハ從前ノ規定ニ依ル最近ノ總選擧ニ於テ總テ其ノ職ヲ失フ
從前町村制ヲ施行セサル地域ニ本法ヲ施行スルニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔本田恒之君登壇〕

〔拍手起る〕

○本田恒之君　北海道會法中改正法律案外四件、即ち府縣制中改正法律案、郡制中改正法律案、市制中改正法律案、町村制中改正法律案、即ち五法案に通じましたる改正の趣旨がありますからそれを一括して說明を申上げます、我憲政會に於きましては、四十一議會に於きましても、之と同樣の案を提案致して、其時に一通り說明も致して居りましたし、又府縣制以下三案に就きましては、唯今國民黨の提案に對しまして、大口喜六君より詳細なる御說明がありました、其國民黨の改正せられんとする要旨と、我我から提出致して居りまする法案改正の要旨と、一致致して居る點が多數あります、それ故に大口君が說明せられたる大部分は、私が申上げんとする所とだぶつて居りますから、是は時間を省略いたしまする爲めに、大口君の御演說を拜借致しまして、此點に就きましては、全部私は申上げることを省略致したいと考へます、此五案を通じたる改正の趣旨は、要するに選擧權を擴張すると云ふのが、五案を通じて居りまする所の改正の趣旨があります、勿論選擧權のみに制限いたしませず、選擧權及被選擧權と云ふことになりまするが、改正の要旨は選擧權を擴張すると云ふのが、此五案を通じて居ります所の大精神であります、申上げるまでもなく、我々は既に衆議院議員選擧法改正案に就きまして、選擧權を擴張いたして居りまする法律案を出して、既に委員會に付せられてあります通りでありますから、一面衆議院議員選擧法と權衡を保たせる爲めに、地方議會の選擧權も擴張する必要がありまするのと、又他の一面から申上げますれば、時代の進運は、此現行法を改正せられ、若くは制定せられた時代より餘程進步いたして居ります、進步いたして居りまする關係からして、矢張此選擧權を擴張する必要があります、唯だ我々が此改正を爲すに就て、尙ほ年齡を二十五年以上と云ふことに制限し、又一年以來住居をすると云ふことを必要の條件と致し、且つ獨立の生計を營む者と云ふ條件を維持いたしました點に就て、一言申上げたいと考へます、衆議院議員の選擧を致しまするのとは事情を異に致しまして、市制及町村制に就きましては、唯今も御說明があつたやうでございまするけれども、地方と密接なる關係を有ちまして、地方の事情に精通すると云ふことが最も必要なのであります、是が國政を議する議員を選擧いたしますると、地方議員、詰まり地方衙政に當りまする――地方の下級行政に當りまする議員を選擧致しまするのとは、選擧の目的が違ひます、議員の性質も違ひます、それ故に此地方議會の議員を選擧いたします、或は選擧せらるゝと云ふのは、其地方の事情に精通し、一面から申しますると、地方と密接なる關係を有ち、他の一面から申しますと、其地方に永久住居すると云ふ觀念のあるのが、此地方議員を選擧するに就きましても、選擧せらるるに就きましても、最も必要なる事實の一つであると考へます、其主義を維持いたしまするには、どうしても年齡二十五年以上と云ふやうな事を必要とする、我々はさう云ふことを相當と考へまするので、是は勿論程度の問題、又個々の問題に就きましては、到底期し難い事柄でありますけれども、まあ少くも此二十五年位に達しませぬければ、地方の事情に通ずると云ふやうなことは困難であらうと云ふので、此二十五年と云ふのを維持いたしまするし、一年以來の住居を必要とするのも其通り、國民黨の案は六箇月となつて居りまして、我々のが一年と云ふのは、何も別に趣旨か違つた譯ぢやない、唯たそれだけのことである一年位は住居をして居らなければ、其人が其處に永住するであらうと云ふやうな觀念も無く、又地方の事情に通ずると云ふことにも甚だ不十分であらうと云ふので、之を一年と云ふことに致した譯であります、獨立の生計と云ふのは、是は申上げるまでもなく、私共は最も必要なる條件として之を維持して居る譯であります、と云ふのは此選擧權を擴張すると云ふ改正の大趣意と云ふものは、要するに此多くの意志を集めて、地方行政の任に當らせやうと云ふのに過ぎませぬ、多くの意思と云ふのは、詰まり獨立したる多くの意思を集めると云ふのか、此選擧法を擴張するの大趣旨、又大精神は此に在る、若しも是が獨立の生計なくして、多くの意思を集めると云ふことに致しますれば、此選擧權を擴張すると云ふ意味が無くなつてしまう、擴張すると云ふのは他の言葉で言へば、獨立したる多くの意思を集めて大に地方行政の事務に當らせると云ふ、此大精神を發揮する爲めには、矢張此獨立の生計と云ふものを、どうしても維持して置く必要があると考へます、此地方の市制若くは町村制に於ての、公民權を規定致しまする事柄は、軈て是が直ちに選擧權若くは被選擧權の基礎になりまして、此公民權を有つて居りまする者が、郡制若くは府縣制に於ての選擧權、被選擧權を有つと云ふことに改正の要旨がなつて居りますから、各案を通じて趣旨は同一であります、唯だ市制及町村制に特に規定してあります所の階級、二階級若くは三階級になつて居りまする、此階級の撤廢と云ふことを我々の改正には規定してありますが、此階級を撤廢する必要が今日存して居ると云ふことは此議場に於て諸君に說明をするのは、寧ろ甚だ禮を失するかの如き感を生ずる程に、今日の時代は進步して居ります、又唯今此點に就きましては、大口君の說明もありましたから、殆ど同一のことを重ねて申上げるのは、甚だ恐縮に存じまするから之を省略いたします、其他の點に就きまして、改正の條項に付ては數點に涉つて居りますけれども、要するに以上の二つの大方針を定めまするに就て、必要なる條項の改廢に過ぎませぬ、其詳細に至りましては、委員會に於て說明を申上げることに致します（拍手起る）

○岩崎勳君　日程第十八乃至第二十二の五案を一括して、嚮に大口喜六君外二名提出の府縣制中改正法律案外三件の委員に、併せて付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました――日程第二十三、治安警察法中改正法律案第一讀會を開きます――植原悅二郎君。

第二十三　治安警察法中改正法律案（植原悅二郎君外一名提出）　第一讀會

治安警察法中改正法律案

治安警察法中左ノ通改正ス
第二條　政事ニ關シ公衆ヲ會同スル集會ヲ開カムトスル者ハ發起人ヲ定メ管轄警察官署ニ屆出ツヘシ
第三條中「又ハ第二條」ヲ削ル
第四條中「十二時間」ヲ「六時間」ニ改ム
第五條第一項中第三號乃至第五號ヲ第二項中「女子及」ヲ削ル
第八條　屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若ハ群集ニシテ安寧秩序ヲ紊シタル場合ニ於テハ警察官ハ集會若ハ群集ヲ解散シ又ハ運動ヲ制限スルコトヲ得
第十條中「違背シ」ヲ「違背シタル」ニ改メ「其ノ他安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムル」ヲ削ル
第十七條　削除
第二十條　第二條ニ違背シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス
第二十三條第二十四條第二十六條第二十七條第二十八條及第二十九條中「輕禁錮」ヲ「禁錮」ニ改ム
第三十條　削除
第三十一條中「重禁錮」ヲ「禁錮」ニ改ム

○堀川美哉君　議長。

○議長（大岡育造君）　堀川君。

〔堀川美哉君登壇〕

〔拍手起る〕

○堀川美哉君　諸君、私は茲に議題になつて居りまする所の、治安警察法中改正法律案の說明を致したいと思ふのであります、改正の點に就きましては、疊に御手許へ廻してあります所の文書に依て御覽下されば、大體分るのでありますが、要するに同法中

第十七條の削除、及第二條、並に第五條の一部を改正すると云ふのであります、其他の二三改正の點はありまするが、是等は改正に伴ふ所の結果として、字句の修正、或は罰則の改正に過ぎないのであります、何故に我々は此治安警察法中第十七條を削除する必要を認むるか（是は近年重大なる關係を有します所の勞働問題、及此勞働者の運動と關係を有する所の法律でありまして、即ち勞働者が其自己の意思を鞏固にして、而して其利益を圖らんが爲めに團結を造り、且つ其團體に依て活動を爲す、其活動を拘束する所の法律であります、即ち同法第十七條は、勞働者が共同の運動を爲しまするに方つて、特殊の行爲を禁して居るのであります、其條項は左の如くであります、「左ノ各號ノ目的ヲ以テ他人ニ對シテ暴行脅迫シ若ハ公然誹毀シ又ハ第二號ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス、一、勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行動ヲ爲スヘキ團結ニ加入セシメ又ハ其加入ヲ妨クルコト、二、同盟解雇ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ爲使用者ヲシテ勞務者ヲ解雇セシメ若ハ勞務ニ從事スルノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ勞務者ヲシテ勞務ヲ停廢セシメ若クハ勞務者トシテ雇傭スルノ申込ヲ拒絶セシムル事、三、勞務ノ條件又ハ報酬ニ關シ相手方ノ承諾ヲ強ユルコト」此條項に對して、之に違犯する者に對する處罰の條項として第三十條は「第十七條ニ違背シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス使用者ノ同盟解雇又ハ勞務者ノ同盟罷業ニ加盟セサル者ニ對シテ暴行脅迫シ若ハ公然誹毀スル者亦同シ」斯うあるのであります、即ち第十七條及第三十條の規定は單に勞働者の行動のみならず、資本家の結合及資本家の行動に對しても、同じく拘束するものでありますから此規則の表面より言へば、同じく資本家を拘束し同じく勞働者を拘束するもので極めて公平なるものであります、併ながら資本家は其資本の結合に當つては、毫も煽動を要せず、又脅迫を要せない、或は誘惑を要せない、然るに勞働者に其團結を造り、而して其團結の目的を達せんとする場合に於きましては相當の活動をし、而して之に伴ふ所の制裁等を要するのでありますから、茲に治安警察法第十七條の制裁を受くると云ふことになるのであります、是は頗る重大なる問題でありまして之を改正すると云ふことに就ては、諸君に於かれても非常に議論の有ることと考へるのであります、今日我々は此國家的生活を爲すに方りまして、何を基礎として生活して居るか、法律上の我々が如何なる保障を受けて居るやと申しますれば、自由競爭である、此自由競爭である、此自由競爭を基礎として、我々は茲に生活をして居ると云ふ場合に於きまして一面に於て此資本家の團體が、其資本が容易に結合することが出來る、容易に集中することが出來ると云ふ點よりして、資本の力、富の力に依て勞働者に向ふと云ふ場合に於きまして、勞働者が之に個々の力を以て向はなければならぬと云ふことに規定せらるるならば、それは甚だ不公平であります、即ち勞働者が資本の力、富の力に對して、數の力を以て、團結の力を以て之に當る、頭數を以て之に當ると云ふことは、是は已むを得ざることであります、それを承認しないと云ふことは、私は法律上公平でなからう、正義の上よりして公平でなからう、斯う考へるのであります、此頃承りまするのに、政府は近く勞働組合法を制定せらるると云ふことでありまする勿論內容の如何は我々の知る所でありませぬ、併ながら政府が苟くも勞働組合の必要を認めて、之を規定すると云ふ以上は、恐らく之を助長し、奬勵すると云ふ意見を含まるるものであらうと思ふのであります、殊に昨年國際勞働會議に代表者を送ると云ふ場合に於て、勞働者代表を決定するに方つて、具さに政府が嘗められた所の苦き經驗も、恐らく勞働組合法を一日も早く制定して、勞働組合を奬勵し、助長する必要を感ぜられたものと認むるのであります然るに若し治安警察法第十七條の規定を存して、而して勞働組合を認むると云ふことになりますれば、是は勞働者組合を認めて、而して其活動を妨ぐるものである、其活動を拘束するものである、斯う云ふ結果となるものと私は認むるのであります、（拍手する者あり）飜つて考へまするのに、勞働者が資本家と勞働契約を爲すに當りまして、若し單獨に之を勞働者と資本家が契約を爲すと云ふことになりますれば、茲に契約の自由が存在しないと云ふことになるのであります、勞働者が雇傭契約を資本主と結ぶに方つて、資本主が提供する所の條件が若し氣に入らなければ、勞働者が之を拒絶する、即ち働かない其職に就かないと云ふことは自由である、法律上は自由である、表面は自由であります、併ながら若し彼等か此資本家の提供する所の勞働條件に服從しなければ、彼等は賃金を得る事が出來ない、賃金を得ざる結果は、即ち彼等自身のみならず、其家族を苦しめると云ふことになりますから、現在多くの場合に於て、彼等は其自由意思に反して職業に就くと云ふ現狀であります、即ち自由意思は此に存在しない、此弊害を何とかして矯正しやうと云ふのが即ち勞働組合である、彼等の團體である、苟も彼等が團體を作つて、茲に自分の位置を鞏固にして、而して資本家に對抗する――或は語弊があるかも知れませぬが、或る意味に於ては對抗である――と云ふ場合に於きましては、其團體の節制を保つが爲めに、此治安警察法に觸るゝが如き行動に出づると云ふことは、已むを得ないのである、我々が國家的生活を保つと云ふ場合に於ても、或は政黨として生活をするにしても、常に多數決と云ふものの威力を感ずるのであります、勞働組合も亦同一である勞働組合が勞働條件を作つて進むと云ふ場合に於て、彼等は多數決に依て之を決し、而して少數の違反者があるならば多數決の威力を以て之に當ると云ふことは、是れ已むを得ないことである、苟も我々が立憲的生活を爲す以上は多數決が最終の力であると云ふことは、否むことは出來ないのである、然らば則ち勞働者が其多數の威力を以て、少數の勞働條件に違反し、勞働團體の行動に違反する所の者に對して向ふと云ふことは、是れ已むを得ないことである、（拍手する者あり）即ち或場合に於ては煽動も必要となつて來るのである、之を我々が今治安警察法の改正に依て或程度まで認めると云ふことは今日の場合其必要已むを得ざるものであると考へるのであります（「もう分りました」と呼ふ者あり）此問題は餘りに重大なる問題でありまするが故に、今一言其理由を申述べたいと思ふのであります、私は近來動々もすれば勞働者が不穩の行動に出ると云ふことは、彼等が常に胸中に或不平を持つて居る、何者かが之を煽動したが爲に、直ちに是が爆發すると云ふ處があると思ふ、若し勞働組合を以て其行動を節制し、勞働組合に依て節制ある行動を爲すの訓練を得る、而して又勞働組合の幹部が、善く之を導くと云ふことになりますれば、却て此勞働不安を少くすると云ふ結果を得るのではなからうか、殊に勞働者と資本家が爭ふ即ち「ストライキ」を起すと云ふが如き場合に於きまして、警察が何時も之に干涉すると云ふことは、勞働者をして却て中立の位置に在る所の政府、或は當局者が資本家の手先となり、或は少くとも資本家に同情して、勞働者を壓迫するものなりと誤解することが、却て勞働紛議を大ならしむる所の原因ではなからうか、其意味よりしても、治安警察法第十七條を廢止すると云ふ事は、必要でなからうかと思ふのであります、勿論此第十七條には、勞働關係以外に規定してある所の事項が有りまするが、脅迫其他の暴行に對する處罰は、現行刑法第八章騷擾罪に規定してありまするからそれに讓りましても差支ないのであります、故に治安警察法第十七條を省きましても私は差支ないと思ふ、或は斯う云ふ事を議論する人があるであらう、若し此十七條を廢しまするならば、益々勞働紛議を大ならしめる、或は「ストライキ」を多からしめると云ふ結果を來すであらうと無論其の慮は有るであらうと思ふのであります、唯だ警察等の干涉に依て、紛擾を益々大ならしめざる所の利益はありませう、併ながら「ストライキ」は之が爲めに多いであらう、「ストライキ」に對する國家或は政府の態度は、治安警察法を以て臨まずとも、他の方法を以て臨むことが出來るのである、即ち仲裁裁判に付することが出來ませう、或は强制仲裁裁判に依て、「ストライキ」を撲滅することが出來るでありませう、即ち資本家の代表者、勞働者の代表者、及政府の代表者に依て、强制的に「ストライキ」を防止すると云ふ手段を執ることが出來るでありませう、其他、「ストライキ」に伴ふ所の幾多の暴行等に付きましては、他の方法を以て規定することが出來るのであります、例へば米國等に於て「インチヤンクション」の制度があると云ふが如き方法を以て、規則することが出來るのでありますから私は其點よりしても、勞働者に誤解と紛擾とを來さしむべき警察の干涉は、寧ろ之を廢した方が宜しい是等の理由に依て私は、此第十七條の廢止を主張する者であります、第二、第三の點、即ち第二條の一部を削除致しましたる點は、政談集會に關する屆出を簡單にすると云ふに過ぎないのであります、それから第五條の一部を削除して、教員宗教家、及女子を政談結社に加入する事の禁止を解くと云ふ風に改正致しましたのでありまするが、我々は教員、宗教家に對して、被選擧權を與へると云ふ所の論者であ

ろ、其議論よりして、彼等が政黨に加入すると云ふことは、毫も差支ないと云ふ結論に達するのでありまして、其理由に就ては嚢に植原君が、選擧法改正の理由を述べる際に於て、説明致しましたから、茲に省略致します、女子に關しましても、我々は或る遠からざる時期に於て、女子に參政權を與へる所の必要を感ずるであらうと思ふ、而して時代は益々それに向つて進みつつあるのであります、其時代に對する我々は豫備行爲として、女子に政治上の智識を與へると云ふことが必要である、現に議會の傍聽を許し、或は新聞雜誌に於て女子が政治上の智識を受くることを毫も拘束しない今日に於て政治上の結社に加入することの自由を認めましても、毫も差支ないと思ふのであります、其他の改正の點に就きましては、更に委員會に於て詳細討論を願ひたいと思ひます、本改正は極めて重大なる改正であります、何卒十分に御審議あらせられた上で御贊成あらんことを切に希望する次第でございます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、特に十八名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　動議の如く決しました、日程第二十四、新聞紙法中改正法律案の第一讀會を開きます、前川虎造君。

第二十四　新聞紙法中改正法律案(前川虎造君外一名提出)　第一讀會

新聞紙法中改正法律案

新聞紙法中左ノ通改正ス

第九條第一號ヲ削リ第二號第三號ヲ第一號第二號ニ改ム

第十九條　左ノ事項ハ新聞紙ニ揭載スルコトヲ得ス

一　天皇、太皇、太后、皇太后、皇后、皇太子皇太孫、皇族又ハ神宮、皇陵ニ對シ不敬ニ涉ル事項又ハ國體ヲ變改セムトスル事項

二　戰時若ハ非常ノ場合ニ際シ國家ニ不利益トナルヘキ軍事外交ノ機密ニ關スル事項

三　犯罪ヲ煽動シ又ハ曲庇シ或ハ犯罪人若ハ刑事被告人ヲ賞恤救護シ又ハ刑事被告人ヲ陷害スル事項

四　公判ニ付スル以前ニ於テ豫審判事ノ特ニ指定シタル豫審廷訊問ノ事項

五　軍事外交ノ機密ニ關スル事項ニシテ官署公署又ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ニ於テ公ニセサル文書又ハ公開セサル會議ノ議事若ハ裁判所ニ於テ公開セサル公判

六　亂倫猥褻ノ文書圖畫ヲ揭載シテ善良ナル風俗ヲ壞亂スル事項

第二十條　削除

第二十一條　削除

第二十三條第一項ヲ左ノ如ク改ム

內務大臣ハ新聞紙揭載ノ事項ニシテ第十九條第一號及第二號ニ該當セリト認ムルトキハ其ノ發賣及頒布ヲ禁止シ必要ノ場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得

第二十四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

內務大臣ハ外國若ハ本法ヲ施行セサル帝國領土ニ於テ發行シタル新聞紙揭載ノ事項ニシテ第十九條各號ニ該當セリト認ムルトキハ本法施行地域內ニ於ケル發賣及頒布ヲ禁止シ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ差押フルコトヲ得

第二十七條　削除

第二十八條中「三月以下ノ懲役又ハ五十圓以下」ヲ「三百圓以下」ニ改ム

第三十六條　第十九條第一號ノ罪ヲ犯シタル場合ハ發行人、編輯人、印刷人ヲ各二年以下ノ禁錮及三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條ノ二　第十九條第二號ノ罪ヲ犯シタル場合、發行人、編輯人、印刷人ヲ各一年以下ノ禁錮及二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條ノ三　第十九條第三號乃至第六號ノ罪ヲ犯シタル場合ハ編輯人ヲ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條　削除

第三十八條中「編輯人」ノ下「發行人、」ヲ削リ「六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金」ヲ「各五百圓以下ノ罰金」ニ改ム

第三十九條中「六月以下ノ禁錮又ハ」ヲ削ル

第四十條　削除

第四十一條　削除

第四十二條　削除

第四十三條中「第四十條乃至第四十二條」ヲ「第三十六條第三十六條ノ二」ニ改ム

第四十五條　新聞紙ニ揭載シタル事項ニシテ故意又ハ過失ニ依リ人ノ名譽ヲ毀損シ若ハ信用ヲ害シタルトキハ被害者ノ告訴ニ依リ編輯人ヲ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ惡意ニ出テス專ラ公益ノ爲ニスルモノト認ムルトキハ裁判所ニ於テ被告人ニ事實ノ證明ヲ許シ證明ヲ得タルトキハ其ノ行爲ハ之ヲ罰セス公訴ニ關聯スル損害賠償ニ對シテハ其ノ義務ヲ免除ス

第四十六條　本法ニ依ル公訴私訴ノ第一審裁判ノ管轄ハ地方裁判所トス

〔前川虎造君登壇〕

○前川虎造君　新聞紙法中改正法律案に就きましては、昨年松田源治君外十二名の提出、西田敬吉君外百九十一名の贊成を得て、此新聞紙法改正の必要を政府に建議致したのであります、委員會に於ても滿場一致、議會に於ても滿場一致であつたのであります、當時の委員長川原君の委員長としての報告の一節に、斯う云ふことを附加へて御述べになつて居ります、「政府委員がどう云ふ考を持つて居るかと云ふことを聽いた所が、川村警保局長は社會の趨勢與論の現狀に顧みて、政府も此法律を改正する必要を認め、目下鋭意研究して居る、併ながら次期の議會に必ず提出すると云ふことの斷言は出來ぬが、民意を尊重して、成るべく國民の意思の徹底するやうにすると云ふ言明を得た」と云ふ御報告があつたのであります、それで本年も最早會期は半ば以上になつて居ります、此法律改正の必要は、議會の全部が認め、其上政府も之を改正して宜いと云ふ意見を持つて研究をして居ると云ふが如き今日の狀況であり、殊に會期も半ば以上を過ぎたる今日、政府が御出しになると云ふことに信頼して、待つて居ると云ふことは出來ない、故に私は茲に一の法案として之を提出したのであります、尤も昨年の此法案の提出者松田君は、約四十分間に亘つて、此改正の必要の理由を述べられて居ります、又委員會に於ても、殆ど松田君獨占の委員會と申しても宜い位、松田君は之に向つて御意見を述べられて居ります、其御意見を參酌して我々は此法案に現したのであります、それでどう云ふ事を改正して居るかと申しますと、此法案の改正の要點は、大要五つあるのであります、是も當時の委員會に於て略々一致した議論を、唯だ法文に現したと云ふに過ぎないのであります、それにどう云ふ事かと申しますと第一は皇室事項を列記したら宜からうと云ふ議論があつたのであります、唯だ安寧秩序であるとか或は政法誹毀であるとか云ふやうな、斯う云ふ抽象的の文字を列ねて置いて、時の役人の考で、どれも是も之に當嵌められると云ふことでは甚だ困る、故に能ふべき限りは、斯う云ふ事項はどうするかと云ふことを、列記して貰ひたいと云ふ意嚮を述べられました、そこで我々は成るべく之を出來得られる範圍に於て列記主義を採つたのであります、それからもう一つは現行法第九條第一項を削除致したのであります、是は明治四十三年の改正の當時新たに出來た條項であります、一體新聞紙制定の當時無かつたものを、四十三年に此條項を加へた爲めに、是は國民全體から見れば改善でなくして、改惡ではなからうかと評せられた條項であります、其條項は何であるかと云ふと「編輯人以外ニ實際編輯ヲ擔當シタル者」とあるのであります、是は徒らに此條文を有するのみにして、此條文を實際に適用したる例があるかと申しますれば、唯た一つあるだけであります、それは此法律が出來た當時、我國に悲むべき問題が起つたのであります、それは何であるかと云ふと、教科書事件、役人が教科書に就て賄賂を取つたと云ふことを新聞紙が書立てたのである、其當時新聞が餘り之を書過ぎた爲めに此法に觸れた、さうすると新聞社を家宅搜索をして、原稿まで取上げて、否應なしに實際編輯をした者を罪にしたと云ふ例がある、それ以外には例が無い、其以來新聞社はどうして居るかと云ふと、書いた原稿は皆な燒いてしまう、故に證據が殘らないから、事實に於てさう云ふ犯罪はそれ以來無いのであります、であるから是は空文である、徒らに空文を揭げて新聞を拘束して居るに過ぎないのでありますから、是は社會の進運に於ても、斯樣な事はすべきものでないと云ふ考から、之を削つたのであります、それから第二十七條を削除した、二十七條はどう云ふ事であるかと云ふと、「陸軍大臣海軍大臣外務大臣ハ新聞紙ニ對シ命令ヲ以テ軍事若ハ外交ニ關スル事項ノ揭載ヲ禁シ又ハ制限スルコトヲ得」とあるのであります、是は一體どう云ふ事である、抑々陸軍大臣、海軍大臣、外務大臣が、勝手氣儘に斯う云ふ事は新聞紙に書いてはならない、斯う云ふ事を書いてはい

けないと云ふやうなことは、私は行政統一の上に於ても、面白くない事と思ふ、それで是は矢張或者を通じて――新聞取締の人を一人即ち內務大臣、內務大臣に照會をして、內務大臣が新聞社に言つて宜い事である、故に私は此條項を削つたのであります、それから今一つは何であるかと云ふと、列記主義を採りました中で、最も重き皇室の威嚴に關する事、即ち是迄不敬罪と稱して居つた事、それから安寧秩序とか、或は政法誹毀とか云ふものに屬する分、是は餘程考へましたが、どうしても列記が出來ませぬ出來ませぬから、已むを得ず、斯う云ふものは、唯政體の變更と云ふことに致してございますが斯う云ふ重きものに對しては、矢張禁錮刑を付して居ります、其他一朝戰時若くは事變に際し、國家の不利益なることを書いた者に對しては、編輯人、印刷人、發行人は勿論の事、禁錮罰金の刑も付して居りますけれども、其他の風俗を壞亂したとか何とか云ふやうな些細なものに向つては、一切禁錮刑を廢して、特に印刷人發行人を除いて、唯編輯人に責任を持たすと云ふことに改正を致したのであります、それで此新聞紙の差押などですが現行法の二十三條に依りますれば、「新聞紙掲載ノ事項ニシテ安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スルモノト認ムルトキハ發賣及頒布ヲ禁止シ必要ノ場合ニハ之ヲ差押フルコトヲ得」とあるのであります、是は成程事皇室の威嚴に關したり、或は戰時若くは非常の場合に於て、國家に不利益なる事を書いたとか云ふ場合には、此の條項を適用しても宜いが、何でも彼でも唯だ一寸裸畫の端を描いたからと云つて、直ちに之れを發賣禁止をし差押へるなどと云ふやうな、煩雜なる手續を爲さるに及ぶまいと思ふ、殊に又新聞紙の發行禁止と云ふのは、どう云ふ場合に行はれるか、新聞社に探偵でも入れて置けば分りますが、新聞が內務省の手に行く時分には、最早讀者の方に配達濟になつて居る、斯んなことは殆ど有名無實であつて、新聞社に殘つて居る百枚か百五十枚の新聞を差押へるに過ぎない、是れは實際に照して、斯樣なことに空文に屬して居るものと思ひますから、是れも廢しても宜からうと云ふので、斯う云ふ些細なものに就ては、一切廢止致して居るのであります、要するに私共は此の新聞社と云ふものを非常に重く視て居るのである、唯だ此の日本の我々の生活の上に必要なる法律を作るならば、我々の中には惡人も居れば、善人も居る、種々雜多な者も居りますが、我々は新聞社を取締ると云ふ時分には、新聞社其のものゝ人格、其新聞社を尊重する意味に於て、吾々は此法律を改正したいと思ふのであります、中には新聞には中々惡德を爲すと云ふ者がある、此惡德を爲すと云ふ新聞もあるかも知れませぬが、我々は新聞を一個の紳士の業務として、社會を指導し、社會を向上せしむる爲めに働いて居る所の、立派な人格のある人達の事業と斯う見て此新聞紙法を改正したいと思ふのであります、故に色々潜ぐることなどを此所に書上げて、新聞紙其のものは詰まらぬものであるから、之を斯うしなければ取締が付かぬ抔と云ふやうな考を持たず是は社會の上流に居る立派な人が經營し、立派な人が發行する新聞である、故に我々國民は此新聞紙を飽まで信じて、さうして斯樣な惡德抔と云ふやうなことは、法律に現さないと云ふ主義を執りたいと私は信ずるのであります、それで我々の改正案は斯う云ふ事になつて居ります、唯だ一言申上げて置きますが此法案に正誤をすべき箇所があります、第三十八條中「編輯人ノ下ニ印刷人ヲ加ヘ六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ヲ」とある是だけを除いてしまつて「編輯人ヲ各五百圓以下ノ罰金ニ處ス」と改めんとするのであります、是は既に事務局の方に手續を致してありますが、まだ今日まで正誤が出來ませぬから序に私は此所で申上げて置きます、斯樣な趣意に外ならぬのであります、尙ほ幸に是が委員付託になりましたならば、昨年之に御努力になつた諸君は、殆ど議員の全部と認めても宜いのでありますから、どなたが委員になられても、能く徹底することゝ私は考へますから、どうか委員會に付託あらんことを望みまして、是で終ります（拍手起る）

○岩崎勳君　本案は前の榊原悅二郎君外一名提出の治安警察法中改正法律案の委員に併せて付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なしと認めます、仍て斯の如く決しました、日程第二十五、會計士法案第一讀會の續を開きます、委員長小川寅六君。

第二十五　會計士法案（關直彥君外一名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔小川寅六君登壇、拍手起る〕

○小川寅六君　唯今議長より宣言になりました會計士法案、此法案の委員會に於ける經過、並に結果に就て御報告を致します、委員會一同此會計士法案の設定は、最も今の時局に必要なりと決定致しました其理由は近來產業の發展、並に經濟界の好況に伴ひまして、會社が頻りに勃興するのであります、其拂込金額の如きものも頗る莫大である、仍て其資本が正當に管理せらるゝや、有効に運用せらるゝや、之を調査する必要は、官廳より見ましても、資本を投じたる人から見ましても、最も必要であらうと云ふのであります（拍手起る）就きましては其調査に特別の知識を有して居る所の會計士と云ふものに就て法律を拵へる必要がある、殊に現今會計士として、業務を取扱つて居る人が頗る少からぬのであります就ては其會計士の業務を取扱つて居る人の取締も最も必要である、例へば祕密を暴露するやうな場合には、嚴重なる制裁を置く必要があり、又囑託人より賴まれまして、其囑託人の對手方より又或る利益を得ると云ふ場合は公務員同樣に、賄賂を收受したと云ふときに制裁を受けさせる必要もある、此取締上にも、今日は最も此案を出す必要があると云ふことに、委員會一同決定を致しました（拍手起る）就きまして細目に於て修正を加へました字句の修正は最早申しませぬ、既に御手許に廻つてある所の修正案に就て御承知を願ひたい、唯だ肝要なる事の修正だけの理由を申上げて置きます、第一條に會計士の職務の中の「和解」と云ふのを除きました、之を除きましたのは、必ず和解と云ふものは會計士の職務と致さなくても、何人でも出來る事である、會計士が自分で和解をやらうと云へば、會計士と云ふ資格を離れても出來る事であるが、此和解は會計士の職務に於ては、必要であるまいと云ふことに決しました第二條に新に「會計士ニ農商務大臣ノ監督ヲ受ク」と云ふことを定めまして、監督者を之に定めて置きました、第二條の第四項に「高等官、貴族院議員、衆議院議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ任命セラレタル委員ヲ以テ組織セル會計士詮衡委員會ノ詮衡ヲ經タルコト」とある中の「貴族院議員衆議院議員」と云ふ十字を除きました、是は昨年政府委員に於て最も反對せられた所であります、學識經驗ある者と云ふことを書いて置けば、必しも貴族院議員又衆議院議員と云ふことを、書く必要もあるまいと云ふことでありました、昨年の政府委員の意思を酌みまして、委員會に於ては之を削除致しました、第五條に「會計士ハ報酬アル公務ヲ兼ヌルコトヲ得ス但シ貴族院議員、衆議院議員ト爲リ職務ヲ執行スルハ此ノ限ニ在ラス」とあるのを「貴族院議員」並に「衆議院議員」と云ふことを削除致しまして、議員又は委員となることが出來ると云ふことに致しました、仍て市會議員にも、町村會議員にも、又縣會議員、郡會議會、學務委員にでも會計士はなれると云ふ風に、廣く擴張致しました次第であります、第五條の第二項の「會計士ハ他ノ業務ヲ營ミ又ハ會社ノ代表者」とありますので「法人ノ取締役其ノ他之ニ準スヘキ者若ハ無限責任社員ト爲リ又ハ法人」と致しました會社と申しますると、丁度商事會社のやうに聞へますから、民法上の財團法人、又は社團法人も是に含めると云ふ必要がある、例へば赤十字社の如き、愛國婦人會の如き、斯う云ふものでも必要があると云ふので、法人と云ふことに會社を主として變へました、第十二條を一箇條を加へました、それは「會計士又ハ會計士タリシ者故ナク其ノ業務上取扱ヒタル事項ニ付祕密ヲ漏泄シタルトキハ六月以上ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス」と云ふのを加へることに致しました、公證人や辯護士の如く、祕密漏泄の制裁を之に加へることに致しました、第十三條を「刑法第百九十七條及第百九十八條ノ規定ハ會計士ノ業務ノ執行ニ付之ヲ準用ス」と云ふことに變更を致しました、是は發案者の御趣意も其通りでありましたけれども、明確にする必要ありと致しまして、刑法百九十七條は公務員に賄賂を贈つた――賄賂を公務員が取つた罪であります、百九十八條は公務員に賄賂を贈つた罪であります、特に之を會計士にも準用すると云ふことに致しました、第十二條の「會計士ハ囑託人ヨリ報酬及旅費ヲ受ク」と云ふことを削除致しました、是は當然の事でありますから、規定するに及ばないと云ふ理由に基きました、第十八條は「懲戒ハ會計士詮衡委員會ノ議決ヲ經テ農商務大臣之ヲ行フ」と云ふことに致しました、是は原案は「會計士詮衡委員會之ヲ行フ」と云ふことになつて居りますけれども、詮衡委員會の議決を經て農商務大臣、即ち監督大臣之を行ふ方が宜いだらうと云ふことにして、此通り改正を致しました、附則は種々、當分の間會計士は斯う云ふ風にして、會計士を許し

てやらうと云ふこともありましたけれども一會計士詮衡委員會ノ詮衡ヲ經タル者ハ當分ノ内第三條第二號及第三號ノ規定ニ拘ラス會計士タルコトヲ得」と改めました、是は即ち會計士の方に見習に行かない者でも、三年以上會計士の試驗を受けなくても詮衡委員會の詮衡を經たる者は、當分の內會計士たることを得と云ふことに改めました、以上が修正を致しまする大要であります、政府委員は之に對しまして此法案は自分から進んで出さうと云ふ意思は無いけれども、本案の趣意には決して不同意ではないと言ふ、又唯今私が申上げました即ち委員會の修正は、最も同意する所であつて、決して異議は無いと云ふことであります、唯だ政府委員に於きましては、會計士法が出來ましても、果して豫期の如く――委員會の豫期する如く効果を得るであらうか、其邊が自分に於ては甚だ心配して居る、尚又會計士は他の公務を兼ぬるを得ずと云ふ色々制限があるが、果して生計を維持し得るや否や、此二つが自分に於ては心配だと云ふことである、唯今申上げました通り、其他の修正の點に就ては、決して異議は無いと云ふ政府委員の御答辯でありました、此法案は昨年即ち四十一議會に於て、滿場異議なく御同意を得ました議案であります、貴族院に廻りました所が、委員會は構成せられましたけれども、委員會の議決まで至らずして、到頭此案と云ふものは成案になりませぬでした、何卒昨年の如く、委員會の議決に就て御可決あらんことを希望致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否やを諮ります。

〔「二讀會を開くに異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ、二讀會を開くことに決しました。

○岩崎勳君　直ちに本案の第二讀會を開き委員長報告の通り、即ち委員會に於て修正議決の通り、可解確定あらんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　岩崎君の動議の如く、御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ直ちに第二讀會を開きます。

會計士法案　第二讀會

○議長（大岡育造君）　委員長報告通り御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ、委員長報告通り決まりました――第三讀會を開くや否やを諮ります。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　三讀會を開きます。

會計士法案　第三讀會

○議長（大岡育造君）　御異議はありませぬか――御異議がなければ、可決確定したることを宣告致します。

議事日程變更に關する緊急動議

○岩崎勳君　議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち茲に赤尾彥作君懲罰事犯の件を議題と爲し、委員長の報告を求め、且つ其審議を進められんことを望みます。

〔「異議なし」「贊成」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　委員長より懲罰委員會の報告を求めることの、岩崎君よりの動議がありました、御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ、是より委員長の報告を求めます、就ては傍聽人の退席を求めて祕密會議を開きます。

赤尾彥作君懲罰事犯の件

〔大岡議長議長席を退き濱田副議長代て著席〕

〔午後三時十七分祕密會に移る〕

〔午後四時十五分祕密會を終る〕

○副議長（濱田國松君）　祕密會議の結果を報告致します、祕密會に於ては、赤尾彥作君懲罰事犯の件を議決致しました、仍て赤尾彥作君に對し、議院法第九十六條第一項第一號に依り責言す（拍手起る）

○岩崎勳君　日程第二十六以下に對して、延會の動議を提出致します。

〔「異議なし」「贊成」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議はありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ延會に決します（拍手起る）

午後四時十七分散會

○大正九年二月二十一日（土曜日）

午後一時二十分開議

議事日程　第十五號

第一　平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第二　未成年者飮酒禁止法案（根本正君外四名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第三　學校衞生振興に關する建議案（八木逸郎君外四名提出）

第四　耕地整理速進奬勵に關する建議案（赤間嘉之吉君外一名提出）

第五　吉野縱貫鐵道速成に關する建議案（八木逸郎君提出）

第六　葉煙草罹災補償に關する建議案（奧田榮之進君外二名提出）

第七　勢和鐵道速成に關する建議案（佃安之丞君外七名提出）

第八　國都鐵道建設に關する建議案（兒玉好熊君外一名提出）

第九　日南東部鐵道建設に關する建議案（長峰與一君外一名提出）

第十　姬津鐵道速成に關する建議案（福井三郎君外五名提出）

第十一　勝倉鐵道速成に關する建議案（福井三郎君外二名提出）

第十二　（特別報告第一號）文官恩給並遺族扶助料增額の請願外六件（委員長報告）

第十三　（特別報告第二號）質屋取締法中改正の請願（委員長報告）

第十四　（特別報告第三號）質屋取締法中改正の請願外一件（委員長報告）

第十五　（特別報告第四號）和賀川河身改修工事の請願（委員長報告）

第十六　（特別報告第八號）名譽進級者に現官相當の恩給給與の請願外十六件（委員長報告）

第十七　（特別報告第九號）戰鬪若くは公務起因傷病軍人を陸海軍病院に於て國費を以て診療並入院せしむるの請願（委員長報告）

第十八　（特別報告第十號）帝國在鄕軍人會國庫補助の請願外三件（委員長報告）

第十九　（特別報告第十一號）穎娃村上別府齋戶に無集配郵便局設置の請願（委員長報告）

第二十　（特別報告第十二號）比市市街地に登記所設置の請願（委員長報告）

第二十一　（特別報告第十三號）淨法寺村に登記所設置の請願（委員長報告）

第二十二　（特別報告第十四號）弘前田代間輕便鐵道速成の請願（委員長報告）

第二十三　（特別報告第十五號）郡賀鐵道敷設の請願（委員長報告）

第二十四　（特別報告第十六號）國有輕便鐵道速成の請願（委員長報告）

第二十五　（特別報告第十七號）文官恩給並遺族扶助料增額の請願外十五件（委員長報告）

第二十六　（特別報告第十九號）帝國軍人後援會國庫補助の請願（委員長報告）

第二十七　（特別報告第二十號）地方稅制定法中市町村稅課稅範圍擴張義務敎育費國庫負擔額增加及ひ市町村に對する國庫交付金增加の請願（委員長報告）

第二十八　（特別報告第二十一號）巡査看守年金增額並蓄法に依る遺族扶助料給與の請願（委員長報告）

第二十九　（特別報告第二十二號）僧侶に各種の被選擧權附與の請願（委員長報告）

第三十　（特別報告第二十三號）飮酒制限禁止及酒類專賣の請願（委員長報告）

第三十一　（特別報告第二十四號）帝國在鄕軍人會國庫補助の請願外一件（委員長報告）

第三十二　（特別報告第二十六號）名譽進級者に現官相當の恩給給與の請願外十五件（委員長報告）

第三十三　（特別報告第二十七號）戰鬪若くは公務起因傷病軍人を陸海軍病院に於て國費を以て診療並入院せしむる請願外七件（委員長報告）

第三十四　（特別報告第二十九號）小淸水村に登記所設置の請願（委員長報告）

第三十五 （特別報告第三十號）杉戸町に登記所設置の請願 （委員長報告）

○議長（大岡育造君） 諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一去十九日議員より提出せられたる議案左の如し

鑛業法中改正法律案

提出者 武富 時敏君 片岡 直温君
藤澤幾之輔君 箕浦 勝人君
濱口 雄幸君 坂口仁一郎君
早速 整爾君 柵瀨軍之佐君

工場法中改正法律案

提出者 武富 時敏君 片岡 直温君
藤澤幾之輔君 箕浦 勝人君
濱口 雄幸君 坂口仁一郎君
早速 整爾君 柵瀨軍之佐君

疾病保險法案

提出者 武富 時敏君 片岡 直温君
藤澤幾之輔君 箕浦 勝人君
濱口 雄幸君 坂口仁一郎君
早速 整爾君 柵瀨軍之佐君

疾病保險特別會計法案

提出者 武富 時敏君 片岡 直温君
藤澤幾之輔君 箕浦 勝人君
濱口 雄幸君 坂口仁一郎君
早速 整爾君 柵瀨軍之佐君

古墳發掘法案

提出者 小西 和君

奄隈鐵道速成に關する建議案

提出者 原田 十衞君 松田 源治君
井島 義雄君 一宮房治郎君
小林 源藏君

廣幅織物課税免除に關する建議案

提出者 武藤 金吉君 松井文太郎君

木津川治水に關する建議案

提出者 長田 桃藏君 小田切磐太郎君
齋藤 珪次君

一昨二十日議員より提出せられたる議案左の如し

植物病理研究所設置に關する建議案

提出者 小西 和君

一去十九日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

米穀收用令に關する質問主意書

提出者 横山勝太郎君 齋藤 隆夫君
樋口 秀雄君 森田 茂君
關 和知君

一今二十一日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

物價調節に關する再質問主意書

提出者 有森 新吉君

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため玆に揭載す〕

一去十九日議長に於て選定したる委員左の如し

院內警察事項に關する特別調査の件

川原 茂輔君 鵜澤 總明君
廣岡宇一郎君 粕谷 義三君
福井三郎君 熊谷 直太君
前田 米藏君 山口恒太郎君
富田幸次郎君 本田 恒之君
齋藤 隆夫君 古屋 慶隆君
三木 武吉君 横山勝太郎君
前川 虎造君 木下謙次郎君
尾崎元次郎君 北井波治目君

大正七年度豫備金支出の件外七件（承諾を求むる件）

粕谷 義三君 菅原 傳君
諏訪部庄左衞門君 松浦五兵衞君
隅田 豐吉君 熊谷 直太君
坪田十郎君 町田 忠治君
高木 正年君 紫安新九郎君
臼田 久內君 內藤 傳祿君
降旗元太郎君 大口 喜六君
中川幸太郎君 武市 彰一君
金澤 仁作君 佐々木平次郎君

實業教育費國庫補助法中改正法律案外一件

中倉萬次郎君 漆 昌巖君
阿部 武智雄君 西田 鋭吉君
井上敬之助君 原田佐之治君
一宮房治郎君 大島 宇吉君
大津淳一郎君 荒川五郎君
樋口 秀雄君 井原 百介君
川崎安之助君 佐々木正藏君
有森 新吉君 松田 三德君
關原 獺里君 押川 方義君

府縣制中改正法律案外八件

小田切磐太郎君 川原 茂輔君
工藤 吉次君 佐々木文一君
長田 桃藏君 岡田 榮君
秋本 喜七君 政尾 藤吉君
下岡 忠治君 本田 恒之君
齋藤宇一郎君 小池 仁郎君
戸井 嘉作君 大口 喜六君
近藤 達兒君 近藤 慶一君
石川 玄三君 横井藤四郎君

治安警察法中改正法律案外一件

戸水 寛人君 鵜澤 總明君
工藤 吉次君 木村政次郎君
河上 哲太君 島田 俊雄君
兒玉 好能君 西田 鋭吉君
竹村 良貞君 小山 松壽君
岡部 次郎君 山田 珠一君
鈴木富士彌君 早速 整爾君
砂田 重政君 大內 暢三君
松本 誠之君 金杉英五郎君

一昨二十日委員長及理事互選の結果左の如し

院內警察事項に關する特別調査委員

委員長 川原 茂輔君
理事 熊谷 直太君
三木 武吉君
北井波治目君

大正七年度豫備金支出の件外七件（承諾を求むる件）委員

委員長 粕谷 義三君
理事 坪田十郎君
大口 喜六君
武市 彰一君

實業教育費國庫補助法中改正法律案外一件委員

委員長 中倉萬次郎君
理事 一宮房治郎君
有森 新吉君

府縣制中改正法律案外八件委員

委員長 小田切磐太郎君
理事 工藤 吉次君
石川 玄三君

治安警察法中改正法律案外一件委員

委員長 戸水 寛人君
理事 西田 鋭吉君
松本 誠之君

一昨二十日理事補闕選擧の結果左の如し

關税定率法中改正法律案委員

理事 渡邊 祐策君
（理事氣賀勘重君補闕）

一昨二十日常任委員補缺選擧の結果左の如し

第二部

豫算委員 尾見 濱五郎君
（丸山嵯峨一郎君補闕）

請願委員 西 英太郎君
（井原喜代太郎君補闕）

第四部

豫算委員 米田 穰君
（長田 桃藏君補缺）

請願委員 桑原 羊次郎君
（今村 七平君補缺）

一去十九日衆議院議員選擧法中改正法律案外二件委員秋田清君辭任に付其の補缺として村松恒一郎君を議長に於て選定せり

一昨二十日院內警察事項に關する特別調査委員會委員古屋慶隆君、富田幸次郎君、横山勝太郎君辭任に付其の補缺として小山松壽君、齋藤宇一郎君、井戸文四郎君を、關税定率法中改正法律案委員氣賀勘重君辭任に付其の補缺として渡邊祐策君を孰れも議長に於て選定せり

一今二十一日院內警察事項に關する特別調査委員會委員齋藤宇一郎君辭任に付其の補缺として山口俊一君を、大正七年度豫備金支出の件外七件承諾を求むる件委員町田忠治君辭任に付其の補缺として山田珠一君を、衆議院議員選擧法中改正法律案外二件委員小久保喜七君辭任に付其の補缺として小川平吉君を孰れも議長に於て選定せり

○議長（大岡育造君） 是より會議を開きます、諸問事項があります、左の議員より請暇の申出があります、病氣に付二月二十日より二週間唐端清太郎君、許可するに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君） 御異議なきを以て之を許可致します。

○岩崎勳君 議事日程變更に關する緊急動議を提出致します、即ち玆に第一號、大正八年度歲入歲出總豫算追加案、特第一號、大正八年度各特別會計歲入歲出豫算追加案、追第一號、豫算外國庫の負擔とな

ろへき契約を爲すを要する件を一括議題と爲し、豫算委員長の報告を求め且つ其審議を進められんことを求めます。

○議長（大岡育造君）　日程變更に御異議はありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なしと認めます、仍て日程は變更せられました、即ち一括議題と致します中村委員長の報告を求めます。

（第一號）大正八年度歳入歳出總豫算追加案
（特第一號）大正八年度各特別會計歳入歳出豫算追加案
（追第一號）豫算外國庫の負擔となるへき契約を爲すを要する件

〔中村啓次郎君登壇、拍手起る〕

○中村啓次郎君　諸君、私は茲に大正八年度歳入歳出總豫算追加案外二件の委員會に於ける經過、並に結果を御報告申上げます、豫算案は何れも數日前に諸君の御手許に廻つて居るのでありまするが故に、詳細の事は申上げませぬが、其主なるものを申上げますれば、大正三年臨時事件豫備費の追加に於きまして、二千八百萬圓を計上致して居ます、それから海軍省所管の軍艦製造費に於きまして三千六百五十二萬餘圓、水陸設備費に於きまして百七十八萬餘圓陸軍省所管に於きまして、精米精麥及馬糧の價格の騰貴の爲め、糧秣費の豫算に不足を生じまして、是が費用五百三十五萬餘圓、司法省の所管に於きまして、在監人費に於て米麥及作業用諸材料價格騰貴の爲め豫算に不足を生じまして、是が五十二萬餘圓、内務省所管に於きまして、北海道及府縣警察費の支出に不足を生じました、即ち警察費連帶支辨金支出の爲めに四百八十三萬餘圓を計上致して居ります、其他小さいものは澤山ありますが、是等が其主なるものであります、豫算委員會は二月の十八十九兩日午前午後に亘りまして愼重審査を致しました、此質問應答中に、御紹介申上げ置きまして可なりと心得ますものは一つ許りあります、それは司法省所管に於きまして、在監人費を審査致しまする場合に、委員の一人が近頃は極めて好景氣でありまして、國民生活の安きを思ひ、何れも各々其處を得て居るが故に、財産に關する犯罪人は極めて減少致して居る、然るに此在監人費の追加要求を致したのはどう云ふ譯である、斯う云ふ質問に對しまして、司法當局は在監人は昨年の四月六萬人有つたのであるが、昨年十二月に於きましては五萬七千九百餘人になつて居る、詰まり既決囚に於きまして一千人餘、未決囚に於きまして一千人餘を減じて居る、唯だ物價騰貴の爲めに、此追加要求を致したのであると云ふことであります、之に對しまして同委員は二千人の在監人の減少を來したることは、洵に喜ばしい事であるがもう少しく微罪不檢擧、或は執行猶豫に努むればもう少し將來減らすことが出來るのであるまいか、斯樣に申しましたのに對しまして、司法當局に於ても同感でありまして、昨年司法大臣は司法官を召集したる席上、情狀を酌量して、起訴猶豫を爲すべき者には努めて起訴猶豫を行ひ、執行猶豫をすべき者は努めて執行猶豫をしなければならないと云ふ内訓を發して居るのである、斯樣に申されて居るのであります、之に對しまして同委員は、尙ほ刑事政策上犯罪豫防に就て、獨り司法省のみ苦心を致さないで、内務省文部省と相提携して、此犯罪撲滅の策を講じてはどうかと云ふ此質問に對しまして、當局は既に其等の事は實行致して居るのである、殊に司法省は新しき試みも、唯今實行中であると云ふことを答辯せられたのであります、それから海軍省の所管に於きまして、委員の一人より斯樣な質問を致したのであります、此追加豫算を要求致して居りまする樣式に於て、陸軍省は各目明細――極めて詳細なる各目明細書を出して居るにも拘らず、海軍は極めて此點に就きましては、大ざつぱな要求の仕方を致して居る、海軍充實の問題に就きましてはどの政派も多くの國民も反對をするのでないと云ふことに考慮して海軍省は其費用に就きましては、最も詳細に最も明瞭に之を議會に知らしめる必要のあることを感ずると云ふ此希望的警告的質問に對しましては海軍當局は、直ちに此要求額調べと云ふ詳細なる書類を提出致しまして、且つ約するに明年度よりは、必ず極めて詳細なる各目明細書を添付すると云ふことを申述べられたのであります右樣に致しまして質問を終了し、今朝委員總會に於きまして討論に入りまして、全會一致を以て、此追加豫算は必要缺くべからざるものであるとして、原案を可決致したのであります、速に御協贊あらんことを希望致します（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　加藤政之助君。

〔加藤政之助君登壇、拍手起る〕

○加藤政之助君　私は此追加豫算に對しまして、甚だ不滿足を感ずる所の者であります、又當局者に向つて、警告を加へるの必要を認める所の者であります、それは何故であるかと申しますると云ふと、大正八年度の豫算の討議の際に、我々は斯の如き豫算を政府が提出致して之を決議すると云ふと、極めて實行難が到來するであらう、故に當局者は大に注意しなければならぬと云ふことは、一度のみならず、二度三度注意を加へたのであります、然るに當局者は此忠告に耳を藉さず、寧ろ其豫算を以て正確なりと主張し、現に本年此演壇に於て此處に居らるゝ大藏大臣は、憲政會の人々は豫算實行難を主張されたが、豫算は立派に實行が出來たと云ふので、却て我々に對して逆襲的の言葉を以て用ゐられて居る、然るに何事ぞ、此追加豫算の總金額八千數百萬圓に上るのであります、八千數百萬圓の金額是は此議會開けた當初の總豫算額に匹敵する所の大豫算であります、斯の如き大不足を生じて、之を追加するに非ざれば、此豫算が實行が出來ないと云ふに至りましては、我々の注意した所の、豫算の實行は至難であつたと云ふことを證據立てるものであります（拍手起る）而して其原因を尋ねて見ますると云ふと、其原因は主に物價騰貴に在るのであります、此八千三百萬圓の追加豫算中、恐らく八九分通りは此物價騰貴に原因するのであると思ふ、若し現當局者が、此物價調節に力を用ゐて、適當な時期に有効的の政策を實行せられたならば、今日の如き物價騰貴は、恐らく來らないものであらうと私は感ずるのであります（拍手起る）若し物價が適當に調節されて、此騰貴を來さぬと致したならば、此追加豫算を政府は提出しなくても、或は宜かつたかも知れぬと我々は思ふのであります（拍手する者あり）畢竟斯の如きの大追加豫算を提出しなければならぬと云ふことに立至りましたのは、當局者の注意の足らざる所、其責任は恐らく免れぬであらうと私は考へるのである、而も本年だけならばまだ宜しうございまするが、政府が平然として今後も物價の調節に力を用ゐない、有効的の調節をしないと云ふことがありますれば大正九年度の此豫算は如何でございます、果して實行されるでございませうか、私は是亦實行難に陷ることは今日より此を離るよりも明かであると思ふ、（拍手する者あり）それは何であるか、此際[illegible]豫算委員會で諸君は御承知になつて居らるるでありませう、現に陸軍の衣糧費の如きものは如何でありますか、此大正九年度の豫算を之を決定して、其豫算を議會に提出した後に於て、現に三割前後此一月一日を以て增加して居る、大正九年度の豫算が大正九年度に入らざる以前に於て、現に實行難を明かに證據立てゝ居るのであります、若し此上政府が物價の調節を圖るならば、大正九年度に於て此八千萬圓位の少額ではない、恐らくは數億を以て數へる豫算を提出するに非ざれば、此豫算が實行難があると云ふことになるであらうと私共は信ずるのであります（拍手する者あり）是に於て政府に大に注意を促さゞるを得ぬのである、併ながら此追加豫算其のものゝ實質はどうであるかと申しますると、此實質を吟味すると我々は不滿足であるにも拘らず、之に削減を加へることが出來ない、何故ならば先刻豫算委員長の報告される通り、一番主なるものは海軍の造艦費であります其次は海陸の設備費、陸軍の衣糧費、監獄の費用、斯樣なるものであります、若し之に節減を加へるならば、我々が贊成する所の八八艦隊の完成の期が遲れる、若し之に削減を加へるならば、我々が最愛の子弟を國家の爲めに服役せしめて居るが、此人々が飢餓に迫らなければならぬ、斯樣な譯であるので、甚だ不滿足であるけれども、此豫算に削減を加へると云ふことは許さぬのである、已むを得ず我々は警告を加へて、此豫算に贊成する外致方がないと云ふ境遇に立つたのである、併し茲に重ねて最後に私は當局者に注意を促して置く必要のある事柄があるのである、それは何であるかと申しますと云ふと、朝鮮の旱害救濟費、朝鮮に旱害があつたに就て、朝鮮の平安道其他に於ける朝鮮の人民が衣食に困る、之を救濟しなければならぬと云ふことで茲に百七十九萬圓の追加豫算を提出されたのであります、此百七十九萬圓の追加豫算を提出して、之を如何に使ふかと云へば、貧民の救濟費にも使ふが其主なるものは隣地の支那から粟とか高粱とか云ふやうな食物を買つて之を輸入致してさうして朝鮮の窮民に供給すると云ふ事であるのである、其企は決して悪い事ではありませぬ善い事であります、併ながら之をするに就てどうするかと云へば、或は運賃を政府が補助し

てやる、補給してやる、或は一石三圓乃至七圓の補助を與へる、斯う云ふ事である、それは宜いとして之を取扱ふのは何人が取扱ふのであるかと云ふことを當局者に質問して見ますると、共益社と云ふ一個の會社がある、此一個の會社をして取扱はしむる、之を取扱ふには準據すべき法律制度、左樣なるものが有るかと言つて尋ねて見ますると、それは無い、唯だ府令の第五號と云ふものが有る、之に據つてやるのだと云ふことであります、而して其府令の第五號なるものを茲に讀んで見ますると、其第五條に「運送費ノ補給ヲ受ケ輸入シタル穀物ヲ輸出又ハ移出セントスル者ハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ」第六條「前條ノ規定ニ違反シ穀物ヲ輸出又ハ移出シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス」是であります、諸君斯の如き府令に依て一個の會社に、斯の如き巨額の金額を以て買入れたる穀物の賣買を爲さしむると云ふことで、果して[illegible]きを得ると云ふ確信が起り得るでありませうか、私は甚だ不安の念に堪へない、若し之ならば二百圓の罰金さへ拂へば、兎角政府が補助獎勵して朝鮮に輸入した穀物を、他に自由に賣買することが出來る、他に自由に賣買することが出來るならば、何十萬圓或は何萬圓と云ふ儲を、二百圓の罰金を拂つて直ちに得ることが出來ると云ふのでありますから、甚だ我々は不安の念に堪へない、今日世間の公共道德が十分に進歩致して居りましたならば、是でも心配は無いかも知れませぬ、併し此公共道德の進歩して居らぬと云ふ證據は、現に農商務省が昨年以來外米を買つて賣下げた此賣下げた外米を農商務省の望む所の者に賣拂はずして、他の地方に賣拂つて暴利を貪つたと云ふ者が、現に今日裁判に引出されつゝあるではありませぬか(拍手)是は立派な證據である、是等から鑑みますれば、當局者は斯の如き規定に依て、一個の會社は百七十何萬圓と云ふ金を掛けて買入れた穀物を扱はしむると云ふが如きは、甚だ不安の念に堪へませぬから、當局者は農商務省の外米賣下げの事に於けるが如き失態を露はさざらんやうに將來十分の御注意がありたいと望むのであります(拍手起る)次はもう一つあります、もう一つは此度[illegible]會計の不足の爲めに、百萬圓の補充費と云ふものを此追加豫算で要求されて居る、是が私共は甚だ不必要だと思ふのである、それは何であるかと云ふと、朝鮮の關稅の豫算、昨年の關稅の豫算は六百萬圓であります、八年度六百萬圓、而して輸入移入、其額は幾ら見積つてあつたかと云へば、三億萬圓に見積つてあつた、然るに是が案外に昨年は輸移入が多くして、十一月末五億五萬圓に達して居る、五億萬圓と云ふ金額になつて居る、隨て關稅收入が增加して、十二月の現在に於ては六百萬圓の豫算でありましたものが、九百七十五萬圓と云ふ高に上つて居る、で是だけ追加豫算として政府は提出致したが、尙は八年度は一月から三月までも餘して居る、四分の一を餘して居る、此一月から三月までの間を見積つて見ますと云ふと、少くとも三百餘萬圓の尙增收入があることは明瞭であります、此三百餘萬圓の餘地が關稅の一方だけであるのにも拘らず、朝鮮政府が百萬圓の補充費を茲に要求し、政府が之を許したと云ふことは甚だ不穩當の處置で、斯の如き要求は爲すべからざるものであると私共は考へるのであります(拍手起る)以上の警告を與へて本豫算には贊成を表するものであります(拍手起る)

○議長(大岡育造君)　東武君。

〔東武君登壇、拍手起る〕

○東武君　大正八年度追加豫算に對しまする委員長の報告に對しては、各派共何人も反對がありませぬ憲政會に於きましても、唯今加藤政之助君の演說を承りますと云ふと、是亦贊成であると云ふのであるからして、私が茲に別段反駁をする必要は少しも無いのでありますが、併ながら多少誤解の點を訂正して、さうして我々の此修正案に對する意見を述べる考であります、(「修正案は出ませぬよ」と呼ふ者あり、笑聲起る)修正でありませぬ、それは能く分つて居ります、(笑聲起る)贊成であるが、之に就ての修正とは言はないが、議論であるが、成程昨年の豫算に對しましては、我々の最も尊敬を致す所の、憲政會の領袖中の領袖とも謂ふべき武富時敏君からして、數千萬言を承つたのであります、我々は其當時に於きまして、一言一句も聽漏らすまじと思つて、深く敬意を拂つて謹聽致した、其大體の豫算に對する憲政會の意見は、第一に租稅官業の收入が非常に過大である、公債の募集が巨額である、此二點に依て、大正八年度の豫算は全部不實行に終る、甚しい缺陷を包んだ此豫算は、不實行に終るのであると云ふことを申されたのであります、此點に就きまして我々は憲政會の當時の武富君の意見に對して、深く敬意を表して謹聽致した、又本日加藤政之助君が是亦私共が最も尊敬をする御方であります、財政にも堪能なる御方であります、此加藤政之助君からの御說を承りますのに、矢張昨年の武富君の故智を襲つた如き口吻を以て、此追加豫算に色々議論があつたのであります、武富君の租稅官業の收入が過大であるからして、實行が出來ないと言ひし――豫算が實行が出來ないと言つたことは、收入が過大に見積つてある、過大に見積つてあるが、我々は從來官僚內閣は歳入を過大に見積るの弊害があつたが、之を實際的に見積らなければならぬ、此弊害を矯正すると云ふのが、即ち政黨內閣の本旨である、故に寺內內閣が租稅及官業歳入に於て、より以上に此歳入を見積つたことは、即ち政黨內閣の本職であると斯う言つた――是が昨年の豫算會議に於ての唯一の論點であつた、然るに今日は何事でありますか、此實績を徵して見たならば、大正八年度の豫算が不實行に終つたと云ふ點は、我々は甚だ見出すことが出來ないのであります、歳入に於きましては、今日はまだ現計書も受取つて居りませぬが、豫算總會其他に於ての說明する所に依りますと云ふと一億五千萬圓以上の歳入の超過がある、所謂自然增收があると稱して居る、然らば此點に於て武富君が昨年豫算全部に對して批評と云ふものは、根抵からして悉く破壞し去られて根抵から悉く僞であつたと云ふことを、茲に明かに證明することが出來る、此點に於ては恐く諸公に於ても異存はあるまい(「通貨はどうか」と呼ふ者あり)唯だ茲に殘つて居る問題は、唯今の加藤政之助君の說明になつた、此歳入歳出が過大になつて幾多の費用が嵩むのである、其費用が增加する爲に此豫算が或は是では濟むまいと云ふ一點は武富君も申された、加藤君の今の說も其通りである、それに依て、今度歳出に於て八千何百萬圓と云ふ過大の追加豫算が出た、是は武富君が先見の明を有し、又加藤君が先見の明を有したと云ふて宜しい、併ながら諸君は歳出を咎めて歳出ばかり批評するが、歳入の點に一向議論が無い、歳出が過大に見積つてあると云ふことの頻りに議論をして居る、歳出が過大であると共に、歳入に於ても一億五千萬圓の現計の超過があるとしたならば、大正八年度の豫算は、決してそんな大なる缺陷を包んであるとか、非常な實行難に陷るとか云ふやうな問題は、少しも無いのであります、自然增收があれば、亦自然政費の增加と云ふことも免れぬのである、殊に現內閣は寺內內閣の二年間の財政の俤を受けて、さうして昨年豫算の繼承した編成であると云ふのでありますからして前寺內內閣の豫算を踏襲したのであるから、之に對して十分の修正補助をすることが出來なかつたのである、此點は諸君も十分御承知の事である、既に武富君も是は豫算總會で昨年明かに申された、寺內內閣の豫算は朦朧杜撰である、其朦朧杜撰の俤を受けた所の政友會內閣には極めて同情する――同情するが、此豫算は實行が出來ないと斯う云ふ事を仰せられて居る、此點に於て歳出が增加して、追加豫算が出なければならぬと云ふ事は、武富君も既に昨年明言して居る事實である、であるから今日八千萬圓と云ふ巨額の追加豫算の出る事も是は已むを得ぬ、況や經濟界の狀況と云ひ物價の騰貴と云ふものゝ爲に免れない故に諸君も之に就ては、異論なく御贊成になつた事と思つて居ります、又此八千萬圓の歳入歳出の追加豫算と云ふものを見るに、是は別段申上げるまでもなくして、總て物價騰貴と云ふものが約四分の三を占めて居るのでありますから、是は削減しやうと致しましても、削減する餘地の無いものである、國力が增進を致しまして、物品が騰貴致し、此自然の趨向に依て、已むを得ざる費用を要求したと云ふに過ぎないのでありますからして、別段に財政の上に缺陷があるとか、或は實行が出來ないと云ふ議論を以て、之に臨む必要は少しも無いことであると考へて居ります、唯だ私が一言申して置きたいのは、加藤君は御幾つでありますか私より大分年齒は多いと思ひますが、私は第二十五議會の時に初めて帝國議會の議席に列して、今日まで十七回帝國議會の議席を經た譯であります、加藤君は私より餘程の年輩で政治家としても先輩でありますが、武富君、加藤君其他の諸公は、私が此帝國議會の議席に著いて以來何れの議會に於ても豫算は不實行であるとか、それだから經濟界を壓迫して世の中が不景氣になり、國は破産する悲境に陷ると云ふ、此消極的の演說を如何なる機會に於ても此壇上に我々は聽かされぬことはないのである、私は深く此點に敬聽を拂つて居る(「嘘を言ふな大隈內閣のときにはそんなことを言ひはしない」と呼ふ者あり)何れの場合でもさう云ふやうに消極的一方で來て居る、けれども日本の國

情は段々と國運に隆昌致します、貿易は伸張致します、國力は増進致します諸君の言ふことは、何れの場合に於ても私共は謹聽をしたが、其事は嘗て其事實に接觸をしたことは無いのであります、併ながら苟も在野黨となり、帝國議會の議員たる以上は、積極的の政策を唱へる者もあれば、必ず消極的の政策を唱へる者があると云ふことは是は當然で、地球が詰まり遠心力があれば求心力がある、之に依て地球が公轉をすることに於て、在野黨の消極的の議論には深く、我々は敬意を表する一人であるのであります、然れども若し賛成するならば、昨年の豫算に於ても、今年の豫算に於ても、賛成するならばどうか男子らしく賛成したら如何です、何もけちを付けたり、非難を付けなくても宜しい、又帝國議會は是は立法府で豫算審査權を有つて居り、協賛權を有つて居るのであります。

「「男らしくとは何だ」と呼ひ其他發言する者あり」

○議長(大岡育造君) 靜肅に願ひます。

○東武君 若しも之を修正するものがあるならば、堂々として、我々の憲法上與へられたる所の權利に依て修正したら如何です、私共は詰まり與へられて居る憲法上の權利に依て、修正するものは修正したら宜しい、協賛するものは協賛するが宜しい、若し内閣不信任ならば、不信任彈劾に依て堂々と戰つたら宜しい、賛成をしながらけちを附け非難をすることは、如何にも男らしくないと考へますから、此意味に於て私は諸君に訴へるのであります(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 高木益太郎君。

「高木益太郎君登壇、拍手起る」

○田中隆三君 議長。

○議長(大岡育造君) 田中君、何ですか。

○田中隆三君 關税定率法中改正法律案の委員會を開きたいと思ひますから、御許可を願ひます。

○議長(大岡育造君) 許可致します。

「田中隆三君「どうか委員諸君は御參集を願ひます」と呼ふ」

○高木益太郎君 政府に質問を致します、此追加豫算の官有物拂下の項中、米の拂下の事に就きまして政府の説明を求めたいのであります、今日の府下に發行する各新聞を見ますると「政府買上内地米事件愈々大疑獄」と題し、深川問屋連、猛烈なる揉消運動云々とございまして、深川佐賀町木村某外數名の者が仲小路農商務大臣の依頼に依て、内地米買上の奔走をしたる始末を掲載致しまして其中に農商務省の立派な高等官が、或醜事實に關係をして居る、此事實に就ては西平野警察署長が取調をして、澤山の書類が集つた譯であるけれども、其後農商務省より交渉の結果、警察署の其書類が無くなつてしまつて結局不起訴に終つた、然るに其後又更に其問題に關係したる所の者からして、檢事局へ其始末が漏れて更に捜査方面に於て是等の關係人の取調をして居る其取調を受けた者の中に、農商務省の技手中川龍三なる者が收賄をして居る、外米問屋の書記長熊澤某なる者が、傳票僞造の行爲がある、又共益精米の五十嵐某なる者が、當該吏員と結托して、不都合な行爲があると云ふ事柄が載つて居る、吾々は此物價調節の問題に就ては、歴々前の農商務大臣仲小路君にも、今日の農商務大臣山本君にも、數回農商務省へ出頭をして物價調節の策に就き、色々御交渉申したのであります、或は覺書を以てし、或は口頭を以てし、何か適當なる策は無いか、例へば通貨の縮少であるとか、或は必需品に付ての公債價格の定であるとか、各種の方面に就て、色々御協議をしたのであります、唯だ其中に聊か効能の有つたと思ふのは、米の買占を爲す方面に向つて、金融を爲す銀行の取調をしたらどうであらうか、是は交渉の結果、農商務大臣が著手せられると云ふと、二圓許り米が下つたことがございますけれども、其以外に於ては何等の効果が無い、寧ろ却て反對に段々段々米が騰る一方であつたと云ふことは明白の事實である、此物價騰貴の結果は甚しき人心に惡影響を及ぼし、今日は全國に同盟罷工、或は「サボタージュ」が行はれ甚しきに至つては、吾々の家庭の下女に至るまで非常に心理狀態が變つて來たと云ふことは、何人も爭ふべからざる所の事實である、此點に就て吾々は各種の意見を持つて居ります、又此間の豫算内示會に於て原總理大臣に向つて、是非とも此際斷乎たる物價調節策を實行して戴きたいと云ふことを吾々から要求し、又之に對して總理大臣から御意見を伺ひました、此以上は詰まり意見の相違であるからして、意見の相違は是は已むを得ませぬが、唯今此所に表はれたるもの〻如き――此新聞紙に書いてある農商務省の部内に於て、斯る不都合なる者が在る、此事件以外に於ても、吾々が指摘するまでもなく山田憲なる者の五萬圓の收賄をして、而してどうも大正時代に於てあるべからざる、殘酷極まる犯罪事件の起つたと云ふことは、是も農商務省として、此點に就て何と辯明される次第でありますか、如何にも監督不行屆、紊亂極まつた事と謂はなければならぬ次第である、殊に今日の此新聞の記事などを見ますると、例の米騷動が起つて、畏多くも　天皇陛下から御下賜金を賜はり、又政府から一千萬圓の金を出し、國民の一部から澤山の寄附があり、朝野の人々の心配して居る際に、農商務大臣が深川の外米問屋を喚付けて交渉をすると、其渡したる一千萬圓と云ふ――國民の血の塊を以て彼等が不正の利益をして、さうして其結果却て反對の方面に使用せられて居ると云ふやうな新聞の記事がある、如何にもどうも吾々は此記事を見て、前にも後にも農商務省の部内に於て實際仕事をする其方面に斯う云ふ人間が居る、前の仲小路君、今の山本君が心配をして居るが、是は唯た指揮をするだけである、實際仕事をする農商務省の技師の方面に於て斯の如き惡漢が居る、而して是は平常の時とは違ふ、米が足りないと云ふので騷擾事件が起つて、　天皇陛下の宸襟を惱まし奉る際に於て斯の如き問題が起つた常に國民として恐懼に堪へぬ次第であると考へるのであります、然らば今此追加豫算の上に於て、官有物拂下の問題を審議する場合に、斯の如き事が前に於てもあり、後に於てもある、今日の府下の新聞に斯の如き事を掲載してある以上は、固より承知して居れば共犯であるから、刑事上の問題である、情は知らぬに相違ない、又御心配なさつて居るには相違ないが、其間に斯の如き犯罪者があつた以上は、其責任は政府當局者が負はなければならぬ次第であらうと考へる、又是等の處分に付ては、斷乎たる處置を御執りになるでありませう、政府は之に對して、十分明確なる御答辯あらんことを願ひたいのであります。

○議長(大岡育造君) 犬塚政府委員。

「政府委員犬塚勝太郎君登壇」

○政府委員(犬塚勝太郎君) 高本君に伺ひますが、私は唯今實は御質問の御陳述の終りました所へ罷出でまして、此處で御答辯致しますやうな都合に相成りましたので甚だ恐縮でありますが、どうぞもう一應簡單に願ひます。

○高木益太郎君 今日の府下の新聞を見ますと、農商務省の技手中川某なる者が收賄をして居る、而して仲小路前農商務大臣の時代に、内地米の問題に就て深川廻米問屋を集めて、さうして色々御心配になつたことが見える、此際に一千萬圓國庫から金を彼等に與へて、さうして物價調節のことに就て色々協議をせられた、所が今日から見ると、其關係者の中に贈賄をなした者がある、又其米も惡米と摺替をして一千萬圓に依て買つた米は他へやつて、滓米か何かの極く下等なる米を代用したと云ふので、司法官憲が其調に著手をして、廻米問屋の熊澤某外數名を拘引した、斯う云ふ記事が出て居る、即ち此記事から見ると、農商務大臣は、恰も泥棒と相談をしたのと同一である、との非難を爲す者がある、而して前にさう云ふ事があり、後には最早我々が彼是言ふことを要せず、天下周知の事實である、山田憲の如き横濱の鈴木辨藏から五萬圓收賄したと云ふ事實がある、實にどうも殘酷極まる、大正の時代に於て稀なる犯罪事件の起つたと云ふことも、亦明白なる事柄である、斯の如く引續いて農商務省の肝要なる仕事をする方面の者が、廻米問屋の當業者や何かと連絡してやつて居ると云ふ事があつて見ると、如何に仲小路又は山本農商務大臣、或は貴方、即ち次官が御心配になつても、本當に仕事をする人間が惡い事をすると云ふことになつては、物價調節の効果が現はれぬのは當然な話である、であるから我々は歴々前の大臣にも今の大臣にも、物價調節の事に付ては數度御交渉に行つて色々又御意見を承つた、調節をしてやる〱と言つても何等の効果は無い其効果が無いのみならず物價の騰貴は非常に人心に惡影響を生じて、或は同盟罷工となり、「サボタージュ」となり甚だしきに至つては一家内に於て――家庭で下女すら此頃主人の命令を聽かぬと云ふやうな狀態になつて居る、是は何人が責を負はなければならぬ次第であるか斯の如き司法官憲に依て捕へられ、初めて問題になり、殊に先頃渡某の如きは各新聞に之を書くと、或有力なる人が警視廳へ行つて、府會議員の選擧の濟むまで檢擧して呉れるなと依頼した、其結果本人は逃走してしまつて、之を捕へるのにどの位捜査官が苦心したか分らぬ、漸く此頃捕つたと云ふ話である、斯の如きものに對して、天下はどの位物價問題に就て苦心して居るか分らぬ、之が爲めに騷動

が出來た、之が爲めに　陛下の御宸襟を惱ませられ御內帑金の御下賜があり、之が爲めに國庫からは何千萬圓と云ふ金を支出した、國民は非常に心配をして居る場合に、斯る廻米問屋と結托して、農商務省の中から續々惡い事をする者が出る以上は、農商務當局として相當なる責任を負はなければ、立憲政治と云ふものは何の役にも立たぬ、政府は此責任の點に就て如何なる考を持つて居るのであるか、農商務大臣が御出席になれば農商務大臣に伺ひたいと思ふが、此肝要なる場合に多分貴族院の方へ御出席で御出でないと思ひますが、私は次官としても監督不行屆の責任、農商務省紊亂の責任は、負はなければならぬ次第であらうと信ずるのであります、明白に次官か今まで是等の問題に就て御調になつた經過、今後の責任の點に就て確たる御意見を伺ひたい

○政府委員(犬塚勝太郎君)　御答を申上げます、唯今御尋の如き新聞紙上に現れて居りまするやうな其眞相は、果して如何でございまするか、兎に角新聞紙上に謳はれまするやうな事件の生じました事は、洵に遺憾な次第でございまして、物價調節及物價調節に關聯致しまする所の米の賣買等に付きましては、農商務當局に於て直接關係致して居りまする限り、又間接に監督の及びまする限り、我々共就職致しました以後は、出來ます限りの誠意を以て、出來ます限りの注意を致して居る次第でございます、是は私共當局者を首め大臣に於きましても、決して其誠意に變りないことゝ考へまするが、即ち現大臣のみならず、前の當局者、前の大臣に於きましても、此點に就きましては、種々苦心を致しました結果、前大臣取扱の當時深川なる指定商を召集致しまして色々議論をされましたことゝ、推察を致すのであります、其當時の狀況は、私共未だ就任の前でございまするから、唯た傳聞致して居りますだけでありまして、事實果して如何でございましたか、自らの實驗に於ては是は承知致して居りませぬ、唯だ私共の承知致して居りまするのは、役所に引繼がれましたる所の書類等に依りまして、其事實を調べますのが當局に於て取調べまする一の途なのでございます新聞紙上にも現れて居りまするが、現在は其者は農商務省に奉職致して居りませぬが、當時奉職致して居りました所の中川某なる者が、不正事件に關與致して居るやうな風にも新聞には書いてありますが、此事柄は、唯今司法警察の方で其方面より致しまして、色々と取調中でありまして、私共は其取調の嚴正に嚴密に進行せらるゝことを、只管希望致して居るのでございます、斯る事柄に至りますると、申上げるまでもなく高木君も御承知の事でございませうが、我々共當局の職權內で盡し得られまする所の手段を以ちましては、どうしても其實跡を得難い事がありますので、どうも斯る不正行爲、犯罪行爲に渉りまするやうな事に就きましては、どうしても司法當局者及司法警察の力を以て、十分に取調べて貰ひませなければ、我々と雖も其眞相を得るに苦しむやうな事態であると云ふ事は、是は申上げるまでもない事と考へます、且つ之に就きまして、既往の事又將來の事は尙更でございます、注意致すべき事は、十分に注意を致して居りますのは、勿論の事でございますし、且つ書類其他に就きまして、又當時其局に當つて居りまする者等に就きまして、段々取調は致して居りますけれども、其等の事は今日まで發表すべき機會でないと思ひます、又新聞に書いてありまするとも、或は事實が果して符合致して居るや否何であるか、其邊に就きましても、私共は疑うて居りますやうな次第であります、併ながら是等の正鵠なる事實は、今申述べました如く、司法官憲の嚴正なる調査に依りまして、相當の手順を經たる後事實が判明することゝ考へますから、何れ其判明したる事實に依りまして、相當手段を講じ、相當の途を執ると云ふことに致したいと心得て居ります、尙ほ是等の點に關しまして、屢々世上に疑惑を生じましたることは、吳々も當局と致しまして遺憾に堪へぬことでございます、自分等の力の及びまする限り、又自分等の取扱ひました以後に於ては、尙更十分なる誠意と十分なる熱心を以て、將來不都合なからんことを期して居ります次第であります。

○岩崎勳君　此三案を一括して、委員長報告の通り即時可決せられんことを望みます。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君)　岩崎君の動議に御異議がないと認めます、仍て委員長報告通り可決したることを宣告致します。

〔川原茂輔君　院內警察事項に關する特別調査委員會を開きたいと思ひますから、御許しを願ひます。

○議長(大岡育造君)　許可致します。

〔川原茂輔君「委員諸君は第二委員室に御參集を願ひます」と呼ふ〕

○熊谷五右衛門君　福井縣三國港築港に關する建議案の委員會を開きたいと思ひますから、御許を願ひます。

○議長(大岡育造君)　許可致します。

〔熊谷五右衛門君「委員諸君は委員室に御參集を願ひます」と呼ふ〕

○議長(大岡育造君)　日程第一、平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案、第一讀會の續を開きます、委員長小橋藻三衛君。

第一　平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案（政府提出）第一讀會の續（委員長報告）

〔小橋藻三衛君登壇、拍手起る〕

○小橋藻三衛君　御報告を申上げます、是は平和條約に準據致しまして、立案されたる法律案でありまして、敵人間に於きまして、此戰前に作成致して居ります所の流通證券が、所要の期間に於きまして、

〔大岡議長議長席を退き濱田副議長代り著席〕

一定の形式を履行することの出來なかつたものを失效と看做すと云ふことが出來ないが爲めに、相當の期間を與へまして、適法に形式を履行し得せしめますることゝ、契約國國民の工業所有權に關しまして戰亂の爲めに支障を被つて居りましたものに、一切の行爲を遂貫させまして、さうして手續を了して、一切の義務を履行し得せしめる爲めに、相當の期間を與へると申しますることゝ、それから此工業所有權者が手續を怠つて居りました爲めに、一旦失效致しましたるものを、更に此權利を回復を致させまする、其工業權の效力範圍を限定致しましたることゝ尙ほ同盟並に協約國と、獨逸以外の國との間に於ける平和條約に基きましたものに、是等の規定を準用すると申すことを規定致しましたる法律であります委員會に於きましては、愼重審議の末、極めて時宜に適したる立法と認めまして、協贊を與へることに決議を致しました、願くは本會に於きましても、速に可決確定せられん事を希望致します（拍手起る）

○副議長(濱田國松君)　別に御發議がないやうでありますから、本案の二讀會に入ることに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議がなければ二讀會を開くに決しました。

○岩崎勳君　直ちに本案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して、委員長の報告通り可決確定せられんことを望みます。

○副議長(濱田國松君)　岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議がなければ直ちに二讀會を開きます。

平和條約の實施に伴ふ流通證券及工業所有權に關する法律案　第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議がなければ三讀會を省略して、委員長報告の通り可決確定したることを宣告致します、日程第二、未成年者飲酒禁止法案の第一讀會の續を開きます、委員長の報告を求めます伊東重君。

第二　未成年者飲酒禁止法案（根本正君外四名提出）第一讀會の續（委員長報告）

〔伊東重君登壇、拍手起る〕

○伊東重君　未成年者飲酒禁止法案の委員會に於ける、經過及結果を御報告申上げます、本案は初め明治三十四年根本君に依て本院に提出せられ、其際可決されました、其後否決されたこともありましたが明治四十四年以來每年提出せられて、殆ど每年可決された法案であります、本案は斯の如き舊き歷史を有して居るにも拘らず、委員會に於きましては愼重に審議を重ね、世界大戰爭後の今日に於て一層其必要を認め、滿場一致可決致しました、特に未成年者の健康上及び教育上に及ぼす影響から、本案の必要を認めた次第であります、政府も亦喜んで本案に同意を與へました、何卒本院に於ても、滿場諸君の贊成を得て可決せられんことを希望致します（拍手起る）

○副議長(濱田國松君)　本案の第二讀會を開くべきや否やを議題と致します

〔「二讀會を開くに異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議がなければ二讀會を開くことに決しました。

○岩崎勳君　直ちに本案の第二讀會を開き、第三讀

會を省略して、委員長報告の通り可決確定せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君） 御異議がなければ直ちに第二讀會を開きます、議案全部を議題と致します。

未成年者飲酒禁止法案 第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君） 御異議がなければ三讀會を省略して、本案を可決したることを宣告致します、日程第三、學校衛生振興に關する建議案、提出者の提出の趣旨の辯明を求めます、八木逸郎君。

第三 學校衛生振興に關する建議案（八木逸郎外四名提出）

學校衛生振興に關する建議案

學校衛生振興に關する建議

政府は學校衛生振興に關する相當の施設を爲すへし

右建議す

〔八木逸郎君登壇、拍手起る〕

○八木逸郎君 簡單に本案提出の理由を申述べます曩に列强が屍山血河の大修劇を演じまして、血と鐵の有ゆる物を供して其運命を決しました後に於きまして、列强が其戰後の經營を營みまするに就て努力して居ることは、種々の方面に於て非常に大なるものがあるのであります、特に民族の發展、權利の擴張、産業の振興、是等に就ては、競つて其恢復と增進とに努めて居ります、而して是等の點に對しては是非共體軀の强健と、教育の振興の二つに待たなければならぬと云ふことは、政治家も學者も、總て其議論を一にして居ります、特に我が友邦の英米は、此點に向つて戰後の一大計畫を企てゝ居るのであります、翻つて我國は維新以來文物燦然として興り、殆ど其點に向つては、列强を凌駕するの有樣を呈して居りまするが、歐米の文物を輸入するの急なる、智育に趨つて體育を忘れて居るやうな事實を認められるのであります、之を統計に照して見ますれば、漸次死亡の年限が短縮して參つて居ります、又體軀が低下して居ります、結核の死亡數が非常に著しい增加を致して居るのであります、是等の點から未來の青年の體質を考へますれば、國に累を生ぜしむる次第であります、曩に内務省が保健調査會を起し、農商務省が工場の監督機關を拵へて職工の體軀を監督するが如きことに、此國民健康を保持する爲めに設けられたのでありまして、甚だ喜ばしい事でありますが、是れ以て唯だ九牛の一毛で、まだ他に此體軀の發育强健を保護しなければならぬ事が、澤山あらうと思ふのであります、而して其澤山ある中に於て、最も爲し易くして而して最も効果の多いのは、學校衛生を完全にすると云ふことに如くものは無いと思ふのであります、御承知の通り滿六歳から滿十二歳までの六年間は、兒童が義務教育を了へなければならぬ時であります、而して此六年間の健康は一生の身體の强健を築上げる時代でありまして、之に依て將來の强健能率を向上させるのは疑なき次第である、而して是が六年間は學校に於て監督し、學校に於て研究し、學校に於て其體軀練磨の方法を講ぜられるのでありまするが故に、頗る便利で、而して將來に於ての効果も大なるものがあるのであります、此意味に於きまして、此學術衛生の振興を計り而して、此學校衛生に於て實際行ふべき事を研究致しまして、之を行うて將來の國民の强健を計りたい此意味に於て本案を提出した所以であります（拍手起る）

○岩崎勳君 本案は議長指名を以て、九名の委員に付託されむことを希望致します。

○副議長（濱田國松君） 岩崎君の動議に御異議ありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君） 御異議がなければ動議の如く決しました、日程第四、耕地整理速進獎勵に關する建議案、提案者の提出趣旨の辯明を求めます、赤間嘉之吉君。

第四 耕地整理速進獎勵に關する建議案（赤間嘉之吉君外一名提出）

耕地整理速進獎勵に關する建議案

耕地整理速進獎勵に關する建議

政府は速に耕地整理速進獎勵に關する方策を定め之に相當なる施設經營を爲すへし

右建議す

〔赤間嘉之吉君登壇、拍手起る〕

○赤間嘉之吉君 歐洲戰亂の結果、自給自足の教訓を痛切に我々は得まして、尋て近年起りました問題に食糧問題、此食糧問題の爲めには、前内閣及現内閣に於きましても、非常に苦心經營せられまして、殊に前内閣の仲小路農商務大臣は、此食糧問題特に米價調節問題に就ては、非常の努力をせられましたけれども、多くは無効の努力になつて居ります、此前内閣の執りました政策は、多く應急の問題だけであつて永久的の施設經營は殆ど見るべきものがございませぬ、其應急の策と致しましても、或は米穀の管理令とか、暴利取締令とか云ふものを出されて取締られましたが、其結果は却て政府の希望して居つたよりも、反對の結果を出しまして、仲小路農商務大臣は米價の暴騰を抑へ、隨て此米價を制限をし、一面には外米輸入と云ふことを計畫致しましたけれども――日本の米價の暴騰を抑へる爲めに管理令を出し、或は暴利取締令を出して、どうかして之を抑へやうと致しましたが、其結果私共の知つて居りまする範圍に於きましても、大分日本の米が外國に飛んで行つて居る、是は多く世間には知られて居りませぬ、日本の米價だけを安くしやうと致しました所が、どうも外國の米價よりも、日本の米價の方が餘程安いのであります、で船舶業者、殊に此航海業者の如きは、或は門司とか神戸とか云ふやうな處から外國に向つて出帆を致しまする時には、船の食糧を一箇月間航海日數を要するものであれば二箇月分、或は三箇月分の食糧を積込んで、さうして外國に持つて行つて賣飛ばして來て居ると云ふことは、餘り是は世間に知られて居りませぬけれども、さう云ふことになつて居る、是は前内閣の大變遣り損つて居る問題である、現内閣に於きましても、應急策と致しましては、昨年來外米を輸入して、之に就て政府の遣方が惡いとか云ふやうなことで、大分院内でも攻撃されまするし、院外に於ても攻撃された樣子で新聞などで度々見て居りまするが、是は價格の問題よりも、數量の問題と云ふことにして、昨年は至つて平穩に食糧問題を解決することが出來たやうな次第でありまするが、併ながら是は差當り應急の問題であつて、何に致しましても永遠の策ではございませぬ、現内閣に於きましては、昨年來永遠の策と致しましては、或は開墾助成法と云ふやうなものを出され、本年に於ては新たに豫算を取り、法律案を出し色々經營されて居りまするが、私はまだ是だけでは、甚だ不十分であると思ひます、我國の人口は年々七十萬人づゝ增殖致して居りまする、此增殖致して居ります所の人口はどう云ふ方面に多く殖えて居るかと申しますると、勿論田舍の方も殖えて居りますけれども、人口は都市集中、是は獨り日本だけではありませぬ、殆ど世界的傾向でございますが、多く人口は都會の地に集まりまして、農村は之に依りますると、今日は米價が高くなり、非常に農民の生活は豐にあると云ふやうなことを、新聞にも或は言論にも大分謠はれて居りますけれども、過日も國民黨の土井權大君が此演壇に於て申されたやうに、決して農村は、さう世間で謠はれて居る程に豐ではない、それで人口は段々に都會の地に集りまして、現に東京市の如き、大阪市の如き大都會の地は、一箇月に何百戸かづゝ人口が增殖して居るやうな有樣である、斯う云ふことになつて、段々人口が都會の地に集ると云ふことになりますると、益々此食糧問題と云ふことは、痛切に我々の頭の上に浮んで來ることになりませうと思ひます、どう致しましても、此七十萬人づゝ增殖致しまする所の人口を都會地にばかり集めずして、出來得る限りは田舍の方へ散在さすることの、政策を執らなければいかぬと思ひますさうして農村生活に趣味を持ち、農業に興味を持つて從事すると云ふやうなことに致しませぬと、自給自足とか、食糧問題を根本的に解決すると云ふことは、到底出來ないと思ひます、で今現内閣で計畫された所の開墾助成法、是なども年々八十萬圓の金を投じて、本年度の豫算に於ても八十一萬四千圓と云ふ金を投じて、經營致すことに致して居ります、是は永久的の策として效果のあると云ふことは、勿論信じて疑はない次第でありますが、尚ほ一面には耕地整理を大に獎勵しなければいけないと云ふことを私は痛切に感じます、現に度々汽車に乘つて東海道方面なり、或は山陰道方面なり、更に東北の方に向つて參りましても、汽車の沿道は餘程開けて居りますけれども、其左右には冬の間には耕作の出來ない一毛作の地が餘程多い、それから耕地の區畫を見ましても、洵に不規則千萬な昔の儘の耕地を其儘耕作致して居る、山陽道方面、或は九州方面に於きましては、牛馬耕が餘程發達致して居りまして、田を耕すには牛馬を以て耕して居りますけれども、東海道方面など彼程開けて居る處を見て見ましても、牛馬

を用ゐずして、矢張人の手で以て耕して居ると云ふやうな有樣を能く目撃致します、過日も土井君の言はれましたやうに、今日は農業勞働者――獨り農業勞働者ばかりではありませぬ、總て勞働者が不足であるが、殊に農業勞働者は最も不足であつて、農業者は此勞働者の不足を、痛切に感じて居ります次第でございます、此農業勞働者が不足をし、食糧の不足をすると云ふ今日に於て、矢張昔の儘の不規則なる耕地で、冬の間は遊ばして置くと云ふやうなことは、國家の目から見ますと、洵に大なる不利益であると思ひます、で開墾を獎勵致しますと同時に、一面に於ては耕地整理、排水整理、及區畫整理を致しまして、一毛作の土地に冬の間には或は麥を作り、菜種を作り、豆を作るとか云ふやうなことにして二毛作に致し、更に一面には區畫を擴大致しますことにしたい、現今に於きましては、農家一戸に付て、一町歩內外しか耕作は出來ないと云ふやうな小農組織であるのを、耕地の區畫を擴大しまして、一戸少くも三町歩、四町歩、或は五町歩位は耕作し得るやうに致しましたならば、農業勞働者の不足して居るのを補ふと同時に、一面には此食糧問題、食糧の不足を痛切に感じて居りますのを、幾らか或ひは麥を殖し、豆を殖し菜種を殖すと云ふやうなことに致しまして、食糧の增殖を圖ることが出來得る、更に一面に於きましては、田舍の方に於きまして、冬の間は耕作が出來ないで、手を束ねて農民は遊んで居ると云ふやうなことであるのを、冬の間の仕事が出來て參りまして、閑居して不善を爲すと云ふやうなことも無くなります、風儀の上から申しましても、非常な効果があるであらうと思ひます、此の耕地整理に就きましては、確か明治三十九年頃であると記憶致して居りますが、それ以來政府で耕地整理を段々實行するやうなことになりまして、今日では六十萬町歩ばかりの耕地整理を終つて居りますけれども、今政府の調べて居ります所に依りますと、更に將來擴張見込のある土地が二百二十何萬町歩、改良の見込のある土地は百八萬町歩、合せまして三百三十一萬町歩と云ふ、耕地整理をすべき土地が殘つて居ります、今のやうな遣方で、今日政府が使つて居ります年々五十萬圓位な經費を以て、此耕地整理の三百萬町からの大事業を完成致しますと云ふのには、餘程の年數を要します、昨年も外米を輸入致しました爲めに、政府の損失に歸して居りますのが、三千三百萬圓と記憶致して居ります、一箇年で以て外米を輸入した爲めに三千萬圓からの損失を致して居る、之を其幾部分を割きまして、耕地整理の方を促進するやうなことに致しましたならば、將來昨年のやうな米穀不足の年が出來ましたに致しましても尙ほ麥を作り或は豆を作つて、此食糧の不足を補ふことが出來得るであらうと思ひますので、今日五十萬圓づつ耕地整理に使つて居る金を、更に七十萬圓にし、百萬圓にし、或は二、三百萬圓使つても、國家の大きな目から見ますると、決して大した金額ではないと思ひますので、どうしても私は開墾を獎勵すると同時に、耕地整理を更に一段と獎勵しなければならぬと云ふことを、痛切に感じまする次第でございます是が本案を提出致しました所以でございます。

「拍手起る」

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ、岩崎君動議の如く決します――日程第五、吉野縱貫鐵道速成に關する建議案、提出趣旨の辯明を求めます、提出者八木逸郎君。

第五　吉野縱貫鐵道速成に關する建議案

（八木逸郎君提出）

吉野縱貫鐵道速成に關する建議案

吉野縱貫鐵道速成に關する建議

吉野縱貫鐵道は第四十一回議會に於て請願採擇せられたる線路にして吉野鐵道吉野驛を基點とし上市町龍門村中莊村國樔村川上村上北山村下北山村を經て三重縣南牟婁郡神川村五郷村飛鳥村有井村に至り紀勢線に聯絡する延長五十三哩餘の鐵道なり而して該地方は木材及木炭の產地にして有名なる吉野山林を有し年々搬出する木材の數量は約五六十萬尺メに達す而も何等運輸機關なきを以て專ら河川に依り流下せしむるの現況に在り故に每年出水期に方りては木材の流失絕えす而已ならす多額の運材費と長日月を要し常に需給の時期を失する等遺憾の點尠からす依て政府は速に之を調查し本鐵道を速成せられむことを望む

右建議す

〔八木逸郎君登壇〕

「拍手起る」

○八木逸郎君　簡單に提出の理由を述べます、本鐵道の速成に關しまする鐵道の起點は、奈良縣の吉野鐵道の吉野驛から熊野海岸に至る、五十三哩餘の鐵道の速成を願ふ譯であるのであります、其の通過地方は吉野郡の大淀村、上市村、龍門村、中莊村、國樔村、川上村、上北山村、下北山村、及三重縣南牟婁郡上川村、五郷村、飛鳥村を經て、有井村又は南輪內村に達する線路を要望するのであります、本線路に直接關係を有しまする面積は、吉野川流域と北山川流域五百平方哩でありまして、其地方の主なる產物は、木材と木炭と鑛物が主なるものであります木材の產出額は一箇年約五六十萬尺でありまして、木材搬出の方法は今日まで多くは筏で流して居りまする、又加工品は人の肩に倚りましたり、或は車力で運んで居つたのであります、山林の狀態は搬出が不便の爲めに、面積の三分の二は唯だまるで天然に打棄てられてありまして、さうして其大部分は、其天然林で朽腐に委してあるのであります、交通上の便利は、若し此線が出來ますれば、熊野洲即ち木之本とか、或は新宮の方面から吉野驛に參りまするが五十三哩、吉野驛から大阪の湊町迄三十八哩、約九十哩で達しまするが故に、紀勢線の建設と相俟つて、大變利便を得ることになるのであります、現在さう云ふやうに先程申上げました通り、三分の二は天然林で朽腐に委して居りますが、此鐵道が出來ましたならば、其三分の二は悉く開發されまして、さうして運輸交通が好くなりまするのみならず、現在運搬費用として每年拂つて居りますのは、一年に百萬圓以上拂つて居りますが、是が此鐵道の利益になる譯でありますからして、利益の點から見ても、此鐵道は必要と思ふのであります、どうか滿場一致の御贊成を願ひたいのであります。

○岩崎勳君　本案は八木逸郎君外一名提出、勢和鐵道建設に關する建議案委員に、併せて付託せられんことを望みます。

〔「贊成」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ岩崎君の動議の如く決します――日程第六、葉煙草罹災補償に關する建議案、提出趣旨の辯明を求めます、提出者奧田榮之進君。

第六　葉煙草罹災補償に關する建議案

（奧田榮之進君外一名提出）

葉煙草罹災補償に關する建議案

葉煙草罹災補償に關する建議

葉煙草は一般耕作物に比し多額の肥料を要するに拘らす其の生育中暴風雨の被害を受くること多く其の甚しきに至りては收穫皆無のこと亦尠からす故に政府は耕作獎勵の主旨を貫徹する爲相當の罹災補償法を制定せられむことを望む

右建議す

〔奧田榮之進君登壇〕

「拍手起る」

○奧田榮之進君　本案提出の理由を簡單に申述べます、葉煙草耕作季節中には、往々暴風雨が起りまして、他の耕作物に比し多額の肥料を抛ち、折角發育に手を盡しつつある所の此煙草が、暴風雨の爲めに被害を受け、隨て數量を減じ、それから品質を惡くしまして、其上に病害を誘發しまするから致しまして、肥料代すら得ること能はざる者があるのみならず、甚しきに至りましては、收穫を皆無に歸し、何等得る所がなく、爲めに煙草耕作業者の損失少なかざることは、多年の事實が之を證明して居る次第でございます、故に暴風雨より生ずる、被害に付きましては、煙草耕作者に不安を感ぜしむることが甚しいのでございます、殊に近來經濟界の激變に伴ひ、煙草耕作者が滔々として、他の栽培の容易にして有利なる耕作に轉ずるの習性を生じて來たのであります、之が爲め煙草耕作段別が每年政府の公示する所の段別に達しないのであります、隨て萎靡不振の狀態を呈するやうな次第に立至つたのであります、若し之を自然の成行に放任しましたならば、殆ど究極する所なきに至るやうなことが明かになつて來たのであります、故に政府は速に罹災補償法を設け、暴風雨の爲めに被害を受くる所の煙草耕作に對して、相當補償の道を講じ、煙草耕作者が、安心して其業に就くやう御取計あらんことを望む次第であります滿場の諸君の御贊成を願ひます。

「拍手起る」

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ、岩崎君の動議の如く決します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　日程第七、勢和鐵道速成に關する建議案を議題と致します、提出趣旨の辯明を求めます、提出者佃安之丞君。

第七　勢和鐵道速成に關する建議案(佃安之丞君外七名提出)

勢和鐵道速成に關する建議案

勢和鐵道速成に關する建議

一奈良縣下櫻井驛より三重縣下名張町を經て松阪驛に至る鐵道

右奈良縣下櫻井驛より三重縣下名張町を經て松阪驛に通する鐵道は鐵道院に於て既に決定せる鐵道線路網の一部にして之か速成は沿道地方富源の開發上必要なるは勿論京阪地方を經て伊勢大廟に參拜する旅客に對し既設鐵道に比し時間に於て約參分の一、里程に於て約參拾里を減する等多大の利益あり殊に最近交通の頻繁物資輸送の激增に依り既設鐵道のみにては充分に輸送の任務を果す能はす而も一面國防の上より見るも必要なる線路たり仍て政府は速に右鐵道を敷設せられむことを望む

右建議す

〔佃安之丞君登壇〕

〔拍手起る〕

○佃安之丞君　私は極く簡單に提出の理由を說明して置かうと思ひます、此建議案は、三重縣の選出議員が一致しまして提出者となり、又贊成者となりまして、其他多數各派議員諸君の御贊成を得て、提出致した所の建議案でありまして、其內容は奈良縣櫻井驛より起りまして、三重縣の伊賀の名張を通過致しまして、尋て一志郡を縱斷致しまして、飯南郡の松坂驛に至る所の國有鐵道でありまして、此鐵道の必要なる事柄は、既に鐵道院に於ても認められて鐵道線路網に加へられてある所の鐵道でありますから此鐵道を速成して貰ひたいと云ふ意味が、即ち此建議案の本旨でありまして、其鐵道が開通致しました上に於きましては、地方の富源の開發、運輸交通の便益を得ることは莫大であります、其他軍事上の關係も含んで居る所の必要なる鐵道であります、幸に此案が本會に容れられまして、委員付託になりましたならば、私は委員會に於て十分詳しく說明を致します考でありますから、何分滿堂諸君の御贊成を願ひます。

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は日程第五と同じく、八木逸郎君外一名提出、勢和鐵道建設に關する建議案外一件の委員に併せて付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議がなければ岩崎君動議の如く決します、日程第八、國都鐵道建設に關する建議案を議題と致します、提出者兒玉好熊君より提案の趣旨の辯明を求めます。

第八　國都鐵道建設に關する建議案(兒玉好熊君外一名提出)

國都鐵道建設に關する建議案

國都鐵道建設に關する建議

一鹿兒島縣下國分驛より宮崎縣下都城驛に至る鐵道

右は鹿兒島縣下國分驛宮崎縣下都城驛間を連絡すへき鐵道にして之か完成の曉は鹿兒島市より現在敷設せられたる鹿兒島線及宮崎線を經由するよりも約三十六哩を短縮し沿道一帶の富源を開發し貨客の至便謂ふを待たす加ふるに鹿兒島港と都城所在聯隊との連絡に於て軍事上の必要缺くへからさるものにして政府に於ても夙に鐵道網中に加へ居る重要の線路なり

依て政府は速に右鐵道敷設の計畫を立て民人交通の便益と地方無限の富源とを開發し交通の完成と國家經濟の發達とを圖られむことを望む

右建議す

〔兒玉好熊君登壇〕

〔拍手起る〕

○兒玉好熊君　本案提出の理由を簡單に申述べます本案は鹿兒島本線國分驛より宮崎線の都城驛を、連結する鐵道を速に建設して貰ひたいと云ふことを要望するのであります、現在鹿兒島縣國分驛より宮崎縣の都城に至りまする所の鐵道は、其距離が六十二哩あります、即ち霧島山の山麓を四分の三周致して居ります、時間は三時間を要するのであります、之を今建議致しまする線路に依りますれば、距離は僅に二十六哩、時間が僅かに一時間と云ふことに短縮されるのであります、隨ひまして是が開通致しました曉に於ては、其旅客が多大の便宜を得ますることは申すまでもないことであります、元來鹿兒島宮崎の兩縣は、經濟上非常に密接なる關係を持つて居るのであります、殊に日向の南半部の中心市場たる所の都城の如きは、殆ど總ての經濟關係が鹿兒島を中心と致して居ると申しても、敢て過言でないのであります、鹿兒島宮崎間は、現在の鐵道に依りますると六時間を要するのでありますが、此建議致しました所の鐵道が開通した曉に於ては、僅に四時間以內で到達することが出來ると云ふことになりますのでありまして、隨て大正十一年に至つて日豐線が開通致しまして、九州東部線が開通致しました曉に於ては、此幹線を利用する點に於て、二時間以上の短縮が出來まして、非常なる便利を來すと云ふことは是亦明かな事であります、而して今回の此建議線が通過致しまする地帶は、霧島山の南麓の森林地帶でありまして、之が爲めに其地方の富源が開發されると云ふことは、是亦申すまでもない事でありまして國家經濟の上に多大の貢獻を爲すべきことは、自ら明瞭なる事であると思ふのであります、殊に此通過地には、瓊々杵尊を奉祀致しまする、官幣大社霧島神宮が鎭座在しましてあらせれますので、之に參拜致します數十萬の人々は非常なる便利を感じ、隨て御神威も一層顯揚されることであらうと思ふのであります、尙又此鹿兒島の四十五聯隊と都城の六十四聯隊とは、同じく三十六旅團の統轄の下に在りますのでありまして、是が僅に二時間を以て交通が出來ると云ふことになりますれば、平常の經理費の上に於て、非常に利得があるのみならず、一朝有事の日に於て、鹿兒島港より兵力を輸送しなければならぬと云ふやうな場合になりましたならば、此兵力を集中すると云ふ上から非常なる關係があると云ふことは申すまでもない事と思ふのであります、以上の理由に依りまして何卒政府は速に本鐵道建設の計畫を立てられ、議會の協贊を求められんことを要望する次第であります、何卒御審議の上御贊成を願ひます

〔拍手起る〕

○岩崎勳君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

〔「異議なし異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　別に御異議がなければ宮崎君の動議の如く決しました――日程第九、日南東部鐵道建設に關する建議案を議題と致します、長峰與一君より提案の趣旨の辯明を求めます。

第九　日南東部鐵道建設に關する建議案(長峰與一君外一名提出)

日南東部鐵道建設に關する建議案

日南東部鐵道建設に關する建議

一宮崎縣下宮崎より內海港、飫肥及油津を經て福島に達する鐵道

本鐵道は產業の發展に資し交通の不備を補ふ爲急設を要するものと認む依て政府は速に本線の建設に著手せられむことを望む

右建議す

〔長峰與一君登壇〕

〔拍手起る〕

○長峰與一君　本建議案に於きまする鐵道は、宮崎縣宮崎より飫肥油津の兩港を經まして、福島に達する鐵道であります、我が宮崎縣は、他の何れの地方よりも天與の富源には富んで居りますけれども、文明の機關たる交通の恩澤を受けませぬ故に、今以つて後進國たる姿であります、唯今私が建議を致します地方に於ては、最も此事を感じて居る地方であります、且又我宮崎縣は、御承知の通り皇宗發祥の靈地であります、仍帝室に於かせられても、特に此縣下には御注意がある次第でありまして　現天皇陛下が嘗て皇太子殿下で在らせられる際に、行啓のことがあつたのであります、今春三月の時期を以ちまして、皇太子殿下が又々本員が茲に建議を致します地方に行啓になるに當りまして、其交通機關の不備なる點に於きまして、恐懼措く所を知らぬのであります、是に於て政府は是等の事情にも鑑みて、速に建設の運に至らんことを望むのであります、同時に滿場諸君に於かれましても、御贊同を得たいと希望致して居ります、何卒一致御贊成あらんことを希望致します次第でございます。

○岩崎勳君　本案は前の兒玉好熊君外一名提出、國都鐵道建設に關する委員に、併せて付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議なければ岩崎君の動議の如く決しました、日程第十第十一の議案は提出者が同一でありますから、一括議題と爲すに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長(濱田國松君)　御異議なければ日程第十姫津鐵道速成に關する建議案、日程第十一、勝倉鐵道速成に關する建議案、此兩案を一括して議題と致し

ます、提案趣旨の辯明を求めます——福井三郎君。

第十　姫津鐵道速成に關する建議案（福井三郎君外五名提出）

姫津鐵道速成に關する建議案

姫津鐵道速成に關する建議

一兵庫縣下姫路驛より岡山縣下津山驛に至る鐵道政府は陰陽に於ける交通機關完備の必要上及該地方に於ける産業發達の必要上近時新見津山間及智頭津山間に於ける輕便鐵道の官設を規畫して將に其の工事に著手せむとす然るに津山新見間の鐵道は東西に貫通せされは未た以て其の効を究うするに足らす智頭津山間の鐵道も榮養線なくんは未た以て其の果を收むる能はす即ち姫津鐵道を敷設して始めて陰陽聯絡東西貫通以て交通機關の完備するものと謂ふへし況や本線は軍事上最大の關係を有するに於ておや依て政府は速に右鐵道の敷設に著手せられむことを望む

右建議す

第十一　勝倉鐵道速成に關する建議案（福井三郎君外二名提出）

勝倉鐵道速成に關する建議案

勝倉鐵道速成に關する建議

一岡山縣下勝山町より鳥取縣下倉吉町に至る鐵道曩に政府は陰陽聯絡の目的を以て津山を基點とし東に鳥取線西に米子線中央に倉吉線の三線を比較調査の末中央線を以て三者中の最優良線と認められたり

然るに輓近東西の兩線は因美線並伯美線として實現せるも其の優良線と認められたる中央線の閑却せらるるは關係地方民の不幸とするのみならす實に國家の爲遺憾とする所なり

今や伯備幹線の確定と共に新見より勝山を經由し津山に達する線も亦支線として決定せられ既に津山勝山間の幾部は現に起工中に在り故に該支線の勝山より分岐して既設倉吉驛に接續せしむるは僅に三十八哩餘の新設にて山陰本線に連絡するを得へし而して本線は軍事用兵上必要にして又伯美兩國に於ける農産及水産の輸出入の途を開き以て需給の圓滑を圖るを得へし仍て政府は速に右鐵道の敷設に著手せられむことを望む

右建議す

○福井三郎君　此席から……

〔「登壇々々」と呼ぶ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　大分議席も隔つて居るやうであるし、速記者も不便でありませうから登壇を求めます。

〔福井三郎君登壇、拍手する者あり〕

○福井三郎君　日程の第十姫津鐵道は、岡山縣下美作國津山より、兵庫縣下姫路に至る鐵道であります此鐵道は是より前既に播備鐵道と稱して、美作國津山より兵庫縣上郡に通ずる鐵道の計畫があります、折角工事中でありましたが、行惱んで前途出來るか出來ないか分らないと云ふ狀況に立至つて居ります縱しやそれが出來ました所で今日提案をした如き効果を收むるものでないのに、況や是が出來さうもないのであります、それ故に最も速に出來ることを希望致しまする、簡單に其理由を申しますれば、廣島縣の三次より岡山縣の新見に至る鐵道の計畫も、既に院議に上つて、將に事實に現れんとして居るのであります、それから其美作國の津山に此鐵道が既に著手を致して居るのであります、それで津山より姫路に至る鐵道が、此建議案に依て幸に實現することになりますれば、山陰山陽の眞中を通して一つの眞中に縱貫線が出來るのであります、全部縱貫線と云ふ譯には參りませぬけれども、山陽山陰の間に最も樞要の部分を縱貫して、三次より姫路に至ることを得るのであります、で山陰の縱貫線は御承知の通りに、山陰の海岸に沿うて端になつて居る、山陽の縱貫線も此海岸に沿うて端になつて居る、其端と端との幅員は諸君御承知の通りであつて、人口稠密にして、物産に富んで居る、而して交通は頗る不便の處であります、鐵道一日も無かるべからずと云ふ處であります、今日まで之を閑却して居つたのは、寧ろ一つの不思議であると謂はなければならぬのであります、故に此鐵道の一日も速かならんことを希望して已まざる次第で、此建議に及んだ次第であります鐵道院より發表しました網の上にも、最も急ぐべき鮮明なる色を以て現して居るやうであります、幸に諸君が滿場一致で御贊成下さりますれば、速に實現することであらうと思ひますからして、詳しい事は委員會で說明致しますが、どうぞ御贊成を希望致します、それから第十一の勝倉鐵道と云ふ分は、是は鳥取縣の倉吉より岡山縣の美作國勝山に至る鐵道であります、御承知の通り鳥取縣の倉吉は、因幡の國に於て所謂東伯耆——東伯の尻になつて居るのでありますにも拘はらず、山陰縱貫線に於て、おいてきぼりを喰つて、最も今日では不便な處になつて居るのである、此伯耆の國を通る鐵道が幹線にも支線にもあれ、東伯の倉吉を忘れたと云ふことは、取も直さず日本に架ける鐵道が東京を忘れたと、餘り異ることがない位に私は感じて居るのであります、其倉吉を活かすと云ふことは、取も直さず東伯の富源を開發する基になるのであります、それで此東伯を閑却することが出來ないが爲めに——東伯の首府たる倉吉を閑却することが出來ないが爲めに、山陰の縱貫線が僅に二三哩もありますが、輕便の鐵道を敷いて、倉吉に纔に通ずることになつて居ります、それも行付きばつたりの鐵道で、それから先き何處へも行處がないから、所謂袋の鼠になつて居るのであります、斯の如き鐵道なれば、無いには優るけれども、有つて大した益を收めて居ると云ふ事はないのであります、而して其倉吉と云ふ處は、何方に多く利害の關係を持つて居るかと申しますれば、美作國の眞庭郡と云ふ郡に向つて、最も多い關係を持つて居る、此最も多い關係を持つて居ると云ふ譯は、美作國の中に又別に美作國ありと申すべき、一地方の繁昌なる土地であります、能く惡口を言ふ人は此邊を稱して岡山縣の西藏と言ひますが、西藏は未來の世界の寶庫であるが如くに、此岡山縣の西藏と稱せらるゝ眞庭郡の奧が、又實に其國に於ける富源になつて居るのであります、煙草も出來れば、米も出來れば有ゆる物産に富んで居る地方が、倉吉と直接の關係を持つて居ります、細かい事に至つたならば、此緣談に至るまでも、寧ろ此地方の者と頻繁に取結ぶと云ふ關係になつて居るのであります、故に此間の便利をどうして達して居るかと云ふと、人肩馬背に賴るの外ないのであります、是も政府當局者は取調を致していつ何時でも議會——之に金を與ふれば出來るやうに、準備も出來て居るやうに承知して居ります、故に此鐵道が出來ますれば、其不便を補ふと同時に、大きく解釋致しまするど、陰陽の連絡に於て、最も近く最も樞要な部分を結著けると云ふのであります、商賣上から言ふても軍事上から言ふても、どうして之を忘れて居つたかと思ふ程の場處であります、而して勝山に達すれば、勝山は即ち津山新見間の鐵道の最も要部に當る驛になる處でございますからして、此處に達すれば、有名なる作州と伯耆との境に四十廻りと云ふ此險に依つて、陰陽兩道を長く交通を阻まれて居つたにも拘らず、之を恰も飛行機で越して通るが如き便を得るに至るのであります、斯の如くに至りましたならば、陰陽の關係が最も望の如くに達せらるゝと云ふことになるのでございますからして、前に申しました姫津鐵道の必要なるが如く、亦之の必要と、而して而も日本鐵道の榮養線ともなるべきものでございます、故に關係地方の同僚相寄つて建議を致した次第であります、どうぞ御贊成下さらんことを希望致します。

○岩崎勳君　日程第十第十一は一括し、議長指名を以て九名の委員に付託せられんことを望みます。

○副議長（濱田國松君）　御異議なければ岩崎君の動議の如く決しました、日程第十二乃至三十五は請願特別報告でありますから、例に依て一括して議題と致します、委員長の報告を求めます、請願委員長清崟太郎君。

第十二　（特別報告第一號）文官恩給並遺族扶助料增額の請願外六件　（委員長報告）

第十三　（特別報告第二號）質屋取締法中改正の請願　（委員長報告）

第十四　（特別報告第三號）質屋取締法中改正の請願外一件　（委員長報告）

第十五　（特別報告第四號）和賀川河身改修工事の請願　（委員長報告）

第十六　（特別報告第八號）名譽進級者に現官相當の恩給給與の請願外十六件　（委員長報告）

第十七　（特別報告第九號）戰鬪若くは公務起因傷病軍人を陸海軍病院に於て國費を以て診療並入院せしむるの請願　（委員長報告）

第十八　（特別報告第十號）帝國在鄕軍人會國庫補助の請願外三件　（委員長報告）

第十九　（特別報告第十一號）頴娃村上別府靑戶に無集配郵便局設置の請願　（委員長報告）

第二十　（特別報告第十二號）比布市街地に

登記所設置の請願（委員長報告）

第二十一　（特別報告第十三號）淨法寺村に登記所設置の請願　（委員長報告）

第二十二　（特別報告第十四號）弘前田代間輕便鐵道速成の請願　（委員長報告）

第二十三　（特別報告第十五號）都賀鐵道敷設の請願　（委員長報告）

第二十四　（特別報告第十六號）國有輕便鐵道速成の請願　（委員長報告）

第二十五　（特別報告第十七號）文官恩給並遺族扶助料增額の請願外十五件（委員長報告）

第二十六　（特別報告第十九號）帝國軍人後援會國庫補助の請願　（委員長報告）

第二十七　（特別報告第二十號）地方稅制限法中市町村稅課稅範圍擴張義務教育費國庫負擔額增加及ひ市町村に對する國庫交付金增加の請願　（委員長報告）

第二十八　（特別報告第二十一號）巡查看守年金增額並復法に依る遺族扶助料給與の請願（委員長報告）

第二十九　（特別報告第二十二號）僧侶に各種の被選擧權付與の請願（委員長報告）

第三十　（特別報告第二十三號）飲酒制限禁止及酒類專賣の請願（委員長報告）

第三十一　（特別報告第二十四號）帝國在鄉軍人會國庫補助の請願外一件（委員長報告）

第三十二　（特別報告第二十六號）名譽進級者に現官相當の恩給給與の請願外十五件　（委員長報告）

第三十三　（特別報告第二十七號）戰鬪若くは公務起因傷病軍人を陸海軍病院に於て國費を以て診療並入院せしむる請願外七件　（委員長報告）

第三十四　（特別報告第二十九號）小淸水村に登記所設置の請願　（委員長報告）

第三十五　（特別報告第三十號）杉戶町に登記所設置の請願（委員長報告）

〔淸崟太郎君登壇〕

○淸崟太郎君　請願委員會の第一回御報告を申上げます、御報告申す前に御斷りを致して置きまするが一々此件名と請願人の氏名、及紹介議員諸君の御氏名を朗讀致しますることは、多數でありまして、甚だ煩雜でありまする一切を省略致したいと思ひます此段御諒承置きを願ひます、而して今日の日程たる第十二より第三十五に至るものは、總て委員會に於ては相當のものと認め、採擇することに決定を致しました、尙ほ是等の內容、請願人の氏名、及紹介議員の御氏名等は、議院法第六十五條に依りまして、衆議院議長より內閣書記官長に送付する書類があります、其書類の全部を自今速記錄に留めることに致します、併せて申上げて置きます、而して昨二十日まで受理致しましたる請願の總數が、千四百六十八件であります、其中審查決了のものが九百十八件であります、此段御報告致します（拍手起る）

特別報告第一號

意見書

請願文書表第四四號

文官恩給並遺族扶助料增額の請願　靑森縣弘前市代官町七十二番地士族無業對島松藏外四十一名呈出（紹介議員伊東重君）

同　第四五號

同上　靑森縣靑森市大字長島士族公吏石黑熊三郎外七十六名呈出（紹介議員工藤卓爾君）

同　第一一五號

同上　鹿兒島縣出水郡出水町士族農三原十五郎外十五名呈出（紹介議員兒玉好能君）

同　第一一六號

同上　和歌山縣海草郡松江村七十九番地元郡長九鬼善一外八十名呈出（紹介議員隅田豐吉君外一名）

同　第一一七號

文官恩給並遺族扶助料增額の請願　島根縣邇摩郡溫泉津町百三十四番地元郡長菊田金次郎外八名呈出（紹介議員石田孝吉君）

同　第一一八號

同上　石川縣金澤市高岡町上藪ノ內十二番地の三元廣島縣事務官萩原昌朔外百六十四名呈出（紹介議員望月圭介君外一名）

同　第一一九號

同上　茨城縣水戶市大字上市五軒町千二百四十三番地の二元郡長立花三七郎外百二十二名呈出（紹介議員小山田信藏君）

右請願の要旨は輓近物價の暴騰に伴ひ當局は比較的生活上困難を感する下級官吏並武官恩給者に對し既に相當の增加增給を爲したるに拘らす獨り文官恩給及遺族扶助料等の享受者のみ此の恩典に浴せしめさるは當に不權衡なるのみならす其の體面を保持し得さるの悲境に沈淪せしむるは恩給法並遺族扶助料法制定の趣旨に副はさるものと謂はさるへからす依て文官恩給及遺族扶助料等の享受者に對しても平等に相當の增額ありたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二號

意見書

請願文書表第五六號

質屋取締法中改正の請願　廣島縣廣島市船入町十番地ノ三番木村安太郎外三百七十九名呈出（紹介議員富島暢夫君外一名）

右請願の要旨は質屋取締法中改正の件は前議會に請願し衆議院に於て採擇せられたるに拘らす未た之か實施の運に至らす傳ふる所に依れは政府は近く同改正案の調查に著手すと聞く依て改正要項に關する私案を具して請願すと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三號

意見書

請願文書表第一六四號

質屋取締法中改正の請願　鹿兒島縣鹿兒島市堀江町八十番戶平民質屋業山口彥兵衞外十二名呈出（紹介議員兒玉好熊君）

同　第一六五號

同上　福岡縣福岡市下[illegible]町十[illegible]番地平民質屋業遠藤甚藏外九名呈出（紹介議員松永安左衛門君）

右請願の要旨は現行質屋取締法は明治二十八年三月の制定に係り立法の根本的改善を加ふるに非されは時世の推移に伴はさるのみならす法律の精神と社會の實狀とは相容れさるものあるを以て第三十七回議會に於て衆議院は本法一部改正案を可決したるも貴族院に於ては政府の次期議會に根本的改正案を提出すへしとの言明を條件として否決せり政府も既に改正の必要を認め當業者も爾來四回に涉り請願したるに拘らす今に其の實現を見るに至らさるは遺憾のこととす依て斯法の改正を斷行し多年の懸案を解決せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四號

意見書

請願文書表第一六一號

和賀川河身改修工事の請願　巖手縣和賀郡黑澤尻町大字町分百十三番戶平民商芳野喜八外六十五名呈出（紹介議員高橋嘉太郎君）

右請願の要旨は和賀川は巖手縣下有數の巨川にして沿岸水田千八百五十町步の灌漑用水たり然るに上流地帶は鑛山多くして鑛毒流出し農場を害すること尠少ならさるのみならす是等鑛山に於ては森林を伐採し以て雨水の保留力を減殺し砂礫泥土漸次流下して河床を高め洪水の原因を益助長す故に大雨あれは輒ち毒水氾濫し農作物を侵害し荒廢せしむること往々之あり而も上流に於ける鑛業發展すれは從て下流農村の被害區域益擴大するに至る之を以て屢國庫及縣費の補助を得て既往十年間其の復舊工事を施したりと雖是等部分的防止工事は能く其の目的を達し得へきに非す隨て修補すれは隨て破壞し被害の程度逐年增大するに至る是れ該地方町村民の忍ふ能はさる所とす依て前記和賀川を河川法に依る河川に編入し兩岸に大堤防を築き河床を浚ひ河身を矯め以て根本的改修工事を完成せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別

冊及御送付候也

特別報告第八號

意見書

請願文書表第一一號

名譽進級者に現官相當の恩給給與の請願　福岡縣三井郡國分村大字野中千百五十七番地士族農原藏太呈出（紹介議員大藪房次郎君）

同　第二七號

同上　長崎縣東彼杵郡日宇村福不兎五百十六番地平民海軍機關曹長篠原榮太郎外九十二名呈出（紹介議員中倉萬次郎君）

同　第二八號

同上　廣島縣安藝郡牛田村千二百四十六番地陸軍歩兵中佐星田直外七名呈出（紹介議員富島暢夫君）

同　第二九號

名譽進級者に現官相當の恩給給與の請願　奈良縣奈良市福智院町二十三番地士族陸軍歩兵大佐兒玉市藏外四名呈出（紹介議員八木逸郎君）

同　第五〇號

同上　德島縣德島市富田浦町西富田千三百九十五番地ノ一士族無業陸軍憲兵少佐三宅環外四名呈出（紹介議員武市彰一君）

同　第五一號

同上　山口縣阿武郡萩町大字江向二百七十二番地士族無業陸軍少將能美成一外七名呈出（紹介議員山根正次君）

同　第五二號

同上　靜岡縣靜岡市鷹匠町九十番地平民無業陸軍一等主計正大塚譜作外六名呈出（紹介議員尾崎元次郎君）

同　第一一〇號

同上　新潟縣北蒲原郡新發田町無業豫備役陸軍少將富野致外四名呈出（紹介議員高橋光成君）

同　第一一一號

同上　神奈川縣横濱市根岸町立野三千八百九十四番地士族會社員後備役陸軍砲兵少佐島村保四郎外一名呈出（紹介議員若尾幾造君外一名）

同　第一一二號

同上　石川縣金澤市茨木町六十五番地士族無業後備役海軍大佐村松亥四松外十五名呈出（紹介議員西村正則君）

同　第一一三號

同上　京都府京都市上京區下鴨松ノ木町七十番地士族無業陸軍少將佐野勝次郎外十二名呈出（紹介議員森田茂君）

同　第一二〇號

名譽進級者に現官相當の恩給給與の請願　東京府荏原郡目黑村大字中目黑六百六十四番地士族醫師豫備海軍軍醫少將横地君人外二名呈出（紹介議員小山田信藏君）

同　第一二一號

同上　茨城縣水戸市大字下市東臺六百九十八番地平民無業陸軍歩兵少佐山本松太郎外九名呈出（紹介議員小山田信藏君）

同　第一二八號

同上　愛媛縣北宇和郡宇和島町大字櫻町十五番地無業中原涉外四名呈出（紹介議員村松恒一郎君）

同　第一六九號

同上　廣島縣廣島市幟町九十一番地陸軍歩兵大佐田林七郎外八名呈出（紹介議員荒川五郎君）

同　第一七〇號

同上　三重縣津市一番町二千百四十四番地無業陸軍歩兵中佐勝田丑五郎外七名呈出（紹介議員越山太刀三郎君）

同　第一七一號

同上　愛媛縣松山市新玉町一丁目七十番地士族無業陸軍輜重兵大佐喜多山淡二郎外五名呈出（紹介議員尾崎敬義君）

右請願の要旨は軍人恩給法は數次の改正に依り殆と公平に恩給を給與せらるるに至りしと雖未た尚明治二十三年三月勅令第二十四號但書に依り現官等に相應する恩給を給與せられさるものあり名譽進級の場合是なり蓋名譽進級なるものは多年軍務に從事し且戰役に於て功勞ある者か現役を退く場合に官等を進むるものなれは國家に貢獻したる點に到りては彼是の差あるへきものに非らす然るに上記の場合に限り低き前官等に應する恩給を給與するは恩給法の精神に適合せさるものと信す依て名譽進級の場合に於ても現官等相當の恩給を給與せらるる樣恩給法を改正せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第九號

意見書

請願文書表第三二號

戰鬪者は公務起因傷病軍人を陸海軍病院に於て國費を以て診療並入院せしむるの請願　宮城縣仙臺市北四番丁九十七番地平民無業退役陸軍砲兵少佐成川松巳外十三名呈出（紹介議員村松龜一郎君外二名）

右請願の要旨は戰鬪者は公務の爲不具癈疾と爲りたる者は十數年經過後と雖氣候の變遷等の場合には患部に苦痛を起し動もすれは餘病を發し健康を害するに至る日露戰役當時の戰傷病者中軍人恩給法第九條第四項以上の者は既に其の二分の一强死亡せり其の原因必すしも戰傷病にのみ限らさるへきも天壽を全ふし得たりと謂ふへからす而して明治二十八年勅令第一四〇號に依り公務起因傷病再發者官費治療の途開かれあるも其の出願期を三年と限定せられ又下士以下に在りては大正五年陸軍省令第十二號を以て服役免除者收療の特典ありと雖多少の出費を要し普く恩惠を被り難く殊に輓近物價騰貴に依り生活困難の者尠からす依て各地陸海軍病院に於て國費を以て其の診療及入院の道を開かれたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十號

意見書

請願文書表第五四號

帝國在鄉軍人會國庫補助の請願　兵庫縣神戸市六番町一丁目六十二番地平民商業學校教諭高原正作外二十三名呈出（紹介議員砂田重政君外一名）

同　第一六六號

同上　朝鮮平安南道平壤府里門金八十五番地平民商廣田鐵次郎外十五名呈出（紹介議員關直彦君）

同　第一六七號

同上　臺灣臺東廳南鄉旭村八番地平民會社員林総之助外十五名呈出（紹介議員關直彦君）

同　第一六八號

帝國在鄉軍人會國庫補助の請願　秋田縣秋田市大工町十番地平民質屋業森澤善吉外二十三名呈出（紹介議員田中隆三君）

右請願の要旨は在鄉軍人會の事業は國運の消長に至大の關係あるを以て其の事業遂行の基金として國庫より相當の補助金下付方を一般國民より衆議院に請願し第三十七・第三十九、第四十・第四十一議會に於いて採擇せられ當局者に於ても同意の旨言明せられたるに拘らす今に實施の運に至らさるは良兵良民主義の徹底を理想とする同會の爲遺憾とする所なり依て速に其の事業の完成を期する爲國庫より相當の補助金を下付せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十一號

意見書

請願文書表第五七號

頴娃村上別府青戸に無集配郵便局設置の請願　鹿兒島縣揖宿郡頴娃村上別府三百九十七番戸農寶代三之助外六名呈出（紹介議員志々目藤彥君）

右請願の要旨は鹿兒島縣揖宿郡頴娃村上別府は戸數八百有餘、學校、巡查駐在所及國有種馬種付所等あるのみならす出稼人多くして通信事務尠からさるに拘らす所管郵便局に至るには遠隔且難路にして甚た不便なり依て右頴娃村上別府青戸に無集配郵便局を設置して村民の利便を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十二號

意見書

請願文書表第六〇號

比布市街地に登記所設置の請願　北海道上川郡比布村字比布市街地平民農村上元吉外二

百七名呈出（紹介議員東武君外二名）

右請願の要旨は北海道上川郡は近時著しく發達し人口戸數共に增加し隨て登記件數年年累加するに拘らす同郡內には登記所三箇所あるのみにして交通機關の設備ありと雖簡單なる一事件の處理に尙二三泊を要するか如きは關係民の忍ひ得さる所なり依て上川郡比布村字比布市街地に比布當麻及愛別村を管轄する旭川區裁判所比布出張所を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十三號

意見書

請願文書表第一六二號

淨法寺村に登記所設置の請願　巖手縣二戸郡淨法寺村長淸川豐治外八百二十二名呈出

（紹介議員工藤吉次君外一名）

右請願の趣旨は巖手縣二戸郡淨法寺村は面積戸數共に縣下有數の大農村にして地勢槪して山地なれは交通極めて不便なり然るに私權を確保すへき登記所は二戸郡內十五箇村中福岡村に二戸區裁判所荒澤村に同出張所の二箇あるのみにして一は郡の東端一は其の西端に偏在するのみならす前記淨法寺村の上半箇村は荒澤出張所下半箇村は二戸區裁判所の管轄に屬し兩登記所に對し最遠きは七八里にして夏季日永の際と雖外泊三日を要し關係民の不利不便甚し依て隣村鳥海村及御返地村の一部を管轄する登記所を淨法寺村に設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十四號

意見書

請願文書表第四六號

弘前田代間輕便鐵道速成の請願　靑森縣弘前商業會議所會頭佐藤才八呈出（紹介議員伊東重君外一名）

右請願の要旨は靑森縣中津輕郡西目屋村及相馬村は岩木川の上流に位し山嶽重疊の間に無限にして且優良なる林鑛產を藏し加ふるに名勝社寺の旅客を招致するもの多きに拘らす交通機關不備にして關係地方民の不便不利尠からさるのみならす該地方鐵道は既に其の筋に於て實測を了し工事亦困難ならさるを以て速に奥羽線弘前驛より中津輕郡西目屋村大字田代に至る輕便鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十五號

意見書

請願文書表第五九號

都賀鐵道敷設の請願　栃木縣下都賀郡栃木町大字栃木百五十七番地平民質屋業長谷川展外百五十二名呈出（紹介議員田村順之助君外一名）

右請願の要旨は栃木縣下の衰運を挽回し復沿道地方の物產搬出を圓滑にして地方產業の開發充實を計らむ爲栃木縣下都賀郡栃木町を中心として一方茨城縣猿島郡古河町に至り一方栃木縣上都賀郡鹿沼町を經て同郡今市町に達する都賀鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十六號

意見書

請願文書表第六三號

國有輕便鐵道速成の請願　奈良縣宇陀郡松山町長松尾七郎外十一名呈出（紹介議員八木逸郎君）

右請願の要旨は奈良縣磯城郡櫻井驛より同縣宇陀郡並三重縣一志郡を縱貫し同縣松阪驛に至る國有鐵道及三重縣名張町より奈良縣宇陀郡を橫貫し吉野鐵道終點吉野驛に至る國有輕便鐵道を速に敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十七號

意見書

請願文書表第一八五號

文官恩給並遺族扶助料增額の請願　岐阜縣岐阜市玉姬町六番地元官吏吉池真登太外百十二名呈出（紹介議員西田鋭吉君）

同　第二〇五號

同上　島根縣松江市鍛冶町九十六番地元稅務屬中山三壽外五十一名呈出（紹介議員恒松隆慶君外一名）

同　第三四八號

同上　宮城縣仙臺市光禪寺通六十二番地平民無業元遞信管理局技師飯沼貞雄外二百五十名呈出（紹介議員村松龜一郎君外一名）

同　第三四九號

文官恩給並遺族扶助料增額の請願　鹿兒島縣囎唹郡大崎村假宿百番戸士族農有馬純言外六名呈出（紹介議員兒玉好熊君）

同　第三五〇號

同上　鹿兒島縣揖宿郡今和泉村岩本六十九番戸元臺南縣辨務署長隈元禎三外八名呈出（紹介議員志々目藤彥君）

同　第三五一號

同上　鹿兒島縣薩摩郡西水引村草道六千百二番地平民農元郡長濱田淸心外十六名呈出（紹介議員兒玉好熊君）

同　第三五二號

同上　鹿兒島縣鹿兒島市上龍尾町九十番戸士族無業折田一郎外百名呈出（紹介議員兒玉好熊君）

同　第三五三號

同上　鹿兒島縣鹿兒島郡谷山村上福元八百十四番戸士族農鬼丸壯次郎外二十名呈出（紹介議員兒玉好熊君）

同　第三五四號

同上　鹿兒島縣始良郡西襲山村東鄕四百十六番地士族元山林屬古川澤右衞門外四十六名呈出（紹介議員兒玉好熊君）

同　第三五五號

同上　鹿兒島縣肝屬郡鹿屋町中名伊地知平兵衞外六名呈出（紹介議員兒玉好熊君）

同　第三五六號

同上　新潟縣新潟市西大畑町五千百九十四番地元郡長安田正秀外三十四名呈出（紹介議員大竹貫一君）

同　第三五七號

文官恩給並遺族扶助料增額の請願　廣島縣廣島市上柳町六十七番地の一元司稅官高東康一外七十八名呈出（紹介議員早速整爾君）

同　第三五八號

同上　鹿兒島縣熊毛郡北種子村西之表三百八十九番戸士族農岩河鮎藏外六名呈出（紹介議員兒玉好熊君）

同　第三五九號

同上　鹿兒島縣川邊郡加世田村武田百十二番戸士族農池袋つた外二十九名呈出（紹介議員兒玉好熊君）

同　第三六〇號

同上　福島縣福島市萬世町二十四番地士族公證人退職檢事佐倉强哉外三十六名呈出（紹介議員近藤達兒君）

同　第四七一號

同上　東京府豐多摩郡澁谷町下澁谷千四百五十六番地平民無業元遞信副事務官若森美樹外二百五十八名呈出（紹介議員小林源藏君外七名）

右請願の要旨は輓近物價の暴騰に伴ひ當局は比較的生活上困難を感する下級官吏並武官恩給者に對し既に相當の增加給を爲したるに拘らす獨り文官恩給及遺族扶助料等の享受者のみ此の恩典に浴せしめさるは當に不權衡なるのみならす其の體面を保持し得さるの悲境に沈淪せしむるは恩給法並遺族扶助料法制定の趣旨に副はさるものと謂はさるへからす依て文官恩給及遺族扶助料等の享受者に對しても平等に相等の增額ありたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第十九號

意見書

請願文書表第五八號

帝國軍人後援會國庫補助の請願　東京府豐多摩郡戸塚町大字戸塚七十番地華族侯爵大隈重信外九名呈出（紹介議員淸瀨太郎君）

右請願の要旨は現時の物價騰貴は戰病死者遺族癈

兵は勿論現役兵家族の如きも困窮に陷り國法の救護のみにては未た斯會を滿足せしむること能はす特に將來有事の日全國民總動員の秋に備へむか爲には後援會事業の一層必要なることは言を俟たす且目下海外出征軍隊の後援を爲し後顧の憂無からしむると同時に之を慰藉し其の志氣を振興せしむるは急務中の急務なりと信す依て此の際政府は國民の時艱を察し後援會に補助を爲し一般民心に好影響を與へられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十號

意見書

請願文書表第三八二號

地方税制限法中市町村税課税範圍擴張義務教育費國庫負擔額增加及市町村に對する國庫交付金增加の請願　兵庫縣有馬郡三田町長岡島喜久治外十五名呈出（紹介議員小寺謙吉君外一名）

右請願の要旨は時勢の推移と物價の昂騰に由り現時の市町村經費は急激なる膨脹を來し殆と底止する所なからむとす依て地方税制限法中市町村税任意課税の範圍を擴張し且義務教育費國庫負擔法に因る國庫交付金を少くとも之を倍加し市町村に於ける財政經濟上の緩和を計り又一面に於て納税、兵事、衛生、教育等に要する吏員の俸給財源として納税額に由る以外に一役場に對し六百圓以上の國庫交付金を交付し國政分掌の圓滑進捗を計られたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十一號

意見書

請願文書表第三九六號

巡査看守年金增額並舊法に依る遺族扶助料給與の請願　青森縣弘前市大字袋町三十六番戸元青森縣巡査一戸良之進外五十八名呈出（紹介議員伊東重君）

右請願の要旨は近時に於ける物價暴騰の結果は明治十五年七月太政官達第四十一號巡査看守給助令及明治三十四年七月法律第三十八號巡査看守退隱料及遺族扶助料法に依る中産階級以下の年金享受者をして生活の安定を失せしめ困難甚し依て現下の物價に照し之を相當增額せられたく且現行法に於ては遺族扶助料の恩典あるに拘はらす太政官達第四十一號巡査看守給助例規程の年金は當事者一代限りにして遺族に及はさるは當を得さるを以て舊法に據る年金享受者の遺族に對しても相當扶助料を給與せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十二號

意見書

請願文書表第四八三號

僧侶に各種の被選擧權附與の請願　兵庫縣揖保郡旭陽村津市場六十二番地僧侶多田文豹外三名呈出（紹介議員土井權大君）

右請願の要旨は憲政治下に於ては一般國民に參政權を附與するの原則なるに拘らす獨り僧侶等に被選擧權を附與せす憲政治下圏外に敬遠放逐せられあるか如き觀あるは活社會に對し活動し思想の善導啓發上遺憾からさるものあり依て僧侶に對しても一般國民と同しく町村會、郡會、市會、縣會衆議院議員の被選擧權を附與せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十三號

意見書

請願文書表第五一〇號

飲酒制限、禁止及酒類專賣の請願　岡山縣岡山市大字門田屋敷百六十八番地平民無業萩野鈎太郎外四十三名呈出（紹介議員根本正君）

右請願の要旨は飲酒は個人の心身を害し社會の風俗を紊し犯罪を釀成する等其の害擧けて數ふへからす依て未た飲酒の習慣に深く浸淫せさる二十五歳未滿の者に對しては絶對禁酒を強要し既に因襲の久しき習慣より脫すること困難なる二十五歳以上四十歳未滿のものに對しては制限的禁酒を爲さしめ酒類は之を國家の專賣とする飲酒取締法を制定せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十四號

意見書

請願文書表第一七四號

帝國在鄉軍人會國庫補助の請願　東京府東京市神田區三崎町三丁目一番地平民商中村豐平外百三名呈出（紹介議員鳩山一郎君）

同　第二二四號

同上　福岡縣福岡市大字鳥飼四百九十四番地士族無業下林保武外二十三名呈出（紹介議員松永安左衞門君）

右請願の要旨は在鄉軍人會の事業は國運の消長に至大の關係あるを以て其の事業遂行の基金として國庫より相當の補助金下付方を一般國民より衆議院に請願し第三十七第三十九第四十第四十一議會に於て採擇せられ當局者に於ても同意の旨言明せられたるに拘らす今に實施の運に至らさるは良兵良民主義の徹底を理想とする同會の爲遺憾とする所なり依て速に其の事業の完成を期する爲國庫より相當の補助金を下付せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十六號

意見書

請願文書表第一八六號

名譽進級者に現官相當の恩給給與の請願　東京府東京市牛込區二十騎町八番地士族豫備役陸軍砲兵中佐石井榮外十八名呈出（紹介議員箕浦勝人君外四名）

同　第一九一號

同上　東京府東京市小石川區茗荷谷町四十七番地士族無業陸軍歩兵大佐小松崎清職外三名呈出（紹介議員鳩山一郎君）

同　第二〇二號

同上　東京府東京市麻布區谷町五十九番地退役陸軍歩兵少佐中村中郎外十二名呈出（紹介議員高木正年君）

同　第二〇三號

名譽進級者に現官相當の恩給給與の請願　東京府豐多摩郡千駄ケ谷町大字千駄ケ谷六百三十九番地士族陸軍歩兵少佐菊池義隣外六名呈出（紹介議員高木正年君）

同　第二〇四號

同上　東京府東京市四谷區南町八十二番地平民陸軍少將岩谷龍太郎外十名呈出（紹介議員高木正年君外三名）

同　第二三四號

同上　東京府豐多摩郡戸塚町大字諏訪二十七番地士族無業豫備陸軍輜重兵大佐大塚義太郎外三名呈出（紹介議員柏原文太郎君）

同　第二三五號

同上　愛知縣名古屋市西區南鷹匠町二丁目十六番地士族無業陸軍歩兵大佐箕形初太郎外九名呈出（紹介議員磯貝浩君）

同　第二三六號

同上　群馬縣高崎市相生町四十七番地平民無業退役陸軍歩兵大佐橋七三郎外三名呈出（紹介議員土谷全次君）

同　第二三七號

同上　千葉縣安房郡北條町長須賀七十五番地士族無業陸軍憲兵少佐山本政元外一名呈出（紹介議員柏原文太郎君）

同　第二三八號

同上　福岡縣三井郡國分村大字野中千百五十七番地士族農陸軍歩兵特務曹長原藏太呈出（紹介議員大藪房次郎君）

同　第二三九號

同上　福岡縣久留米市莊島町百四十七番地士族無業陸軍歩兵大佐赤司安一郎外十名呈出（紹介議員大藪房次郎君）

同　第二四〇號

名譽進級者に現官相當の恩給給與の請願　大分縣下毛郡中津町二千三百八十三番地平民陸軍歩兵少佐後藤範一外二名呈出（紹介議員木下謙次郎君）

同　第二四一號

同上　愛知縣南設樂郡新城町字東入船三十番

地無業退役陸軍二等軍醫正松井關三外十一名呈出（紹介議員大口喜六君）

同　第四四六號

同上　千葉縣千葉郡千葉町寒川新宿千四百二十八番地平民無業陸軍步兵少佐永井岩次郎外二名呈出（紹介議員柏原文太郎君）

同　第四四九號

同上　福岡縣小倉市大字西紺屋町五番地士族無業陸軍步兵大尉藤井忠一外四名呈出（紹介議員友枝梅次郎君外一名）

同　第四六九號

同上　宮城縣仙臺市米ケ袋下丁二十三番地平民無業陸軍輜重兵大尉蒲義雄外三十一名呈出（紹介議員岩崎總十郎君外一名）

右請願の要旨は軍人恩給法は數次の改正に依り殆ど公平に恩給を給與せらるるに至りしと雖未た尚明治二十三年三月勅令第二十四號但書に依り現官等に相應する恩給を給與せられさるものあり名譽進級の場合是なり蓋名譽進級なるものは多年軍務に從事し且戰役に於て功勞ある者か現役を退く場合に官等を進むるものなれは國家に貢獻したる點に到りては彼是の差あるへきものにあらず然るに上記の場合に限り低き前官等に應する恩給を給與するは恩給法の精神に適合せさるものと信す依て名譽進級の場合に於ても現官等相當の恩給を給與せらるる樣恩給法を改正せられたしと謂ふに在り衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十七號

意見書

請願文書表第二〇九號

戰鬪若は公務基因傷病軍人を陸海軍病院に於て國費を以て診療並入院せしむるの請願　東京府荏原郡目黑村大字上目黑九百五十二番地退役陸軍步兵少尉菅原儀藏外三十四名呈出（紹介議員高木正年君）

同　第三七八號

同上　東京府東京市四谷區東信濃町二十八番地退役陸軍步兵中佐田邊元二郎外四十二名呈出（紹介議員柏原文太郎君）

同　第三七九號

同上　大分縣大分市大字大分七十番地退役陸軍二等軍醫森清克外五名呈出（紹介議員木下謙次郎君）

同　第三八〇號

戰鬪若は公務基因傷病軍人を陸海軍病院に於て國費を以て診療並入院せしむるの請願　岩手縣盛岡市平山小路六番戶士族教師退役陸軍步兵大尉柴内魁三外八名呈出（紹介議員工藤吉次君）

同　第三八一號

同上　千葉縣千葉郡千葉町六百七番地元陸軍步兵軍曹上野慶造外五名呈出（紹介議員柏原文太郎君）

同　第四七五號

同上　東京府東京市麻布區谷町五十九番地退役陸軍步兵少佐中村中郎外三十六名呈出（紹介議員齋藤宇一郎君）

同　第五〇五號

同上　北海道函館區大字龜田村字札幌通三十六番地平民元陸軍步兵上等兵加藤五右衞門外三名呈出（紹介議員佐々木平次郎君外一名）

同　第五〇六號

同上　東京府豐多摩郡澁谷町下澁谷百七十九番地平民無業陸軍騎兵中佐國光侃外四十四名呈出（紹介議員齋藤安雄君）

右請願の要旨は戰鬪若は公務の爲不具廢疾と爲りたる者は十數年經過後と雖氣候の變遷等の場合には患部に苦痛を起し動もすれは餘病を發し健康を害するに至る日露戰役當時の戰傷病者中軍人恩給法第九條第四項以上の者は既に其の二分の一強死亡せり其原因必すしも戰傷病にのみ限らさるへきも天壽を全ふし得たりと謂ふへからす而して明治二十八年勅令第一四〇號に依り公務基因傷病再發者官費治療の途開かれあるも其の出願期を三年と限定せられ又下士以下にありては大正五年陸軍省令第十二號を以て服務免除者診療の特典ありと雖多少の出資を要し普く恩惠を被り難く殊に輓近物價騰貴に依り生活困難の者尠からす依て各地陸海軍病院に於て國費を以て其の診療及入院の道を開かれたしと謂ふに在り衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第二十九號

意見書

請願文書表第二二三號

小淸水村に登記所設置の請願　北海道北見國斜里郡小淸水村大字止別二十線十六番地平民農遠藤佐吉外四十九名呈出（紹介議員戶水寬人君）

右請願の要旨は北海道北見國斜里郡小淸水村は東西三里餘南北十一里餘廣袤三十三方里餘に及ひ地味肥沃其の大部分は農耕牧畜の好適地にして最近一千五百町步の水田開發を企畫し之か完成の曉には一大發展を見るや必せり然るに所管網走登記所に至るには七里九丁ありて其の不便實に甚大なるものあり依て廳舍の如きは新築寄附すへきを以て小淸水村一圓、網走町の內濤沸、藻琴の兩村を管轄區域とする登記所を前記小淸水村大字止別村字小淸水村市街地に設置し大正九年度より事務を開始せられたしと謂ふに在り衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十號

意見書

請願文書表第三八六號

杉戶町に登記所設置の請願　埼玉縣北葛飾郡杉戶町長松本惣三郎外八名呈出（紹介議員齋藤珪次君）

右請願の要旨は埼玉縣北葛飾郡杉戶町には郡役所警察署其の他の官公署ありて四隣町村の中樞たる位置に在り其の地域は以て公衙の經費を支持するに足るへく周圍の距離概ね二里を出てす加之權利に關する觀念は歲と共に進み其の取引は日に頻繁を加へつつあるに拘らす之か得喪移轉を登錄すへき官衙を缺くは常に關係民の不利不便とする所なり依て前記杉戶町に登記所を設置せられたしと謂ふに在り衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

○岩崎勳君　日程第十二より第三十五號に至る請願は全部一括して採擇せられんことを望みます。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○副議長（濱田國松君）　御異議がなければ、岩崎君動議の如く決します、即ち委員長報告の如く、全部採擇に決しました、是で議事日程は總て了りました議長に委託されましたる各議案の特別委員の指名は公報を以て御通知を致します、次回の議事日程も同樣であります、本日は是にて散會を致します。

午後三時二十三分散會

○大正九年二月二十四日（火曜日）

午後一時十七分開議

議事日程　第十六號

質問

一　警察官の暴行に關する質問（森田茂君提出）

二　廢棄外米不正事件に關する質問（田中萬逸君提出）

三　海外移民保護に關する質問（高松正道君提出）

四　所得額算出に關する質問（高田耘平君提出）

第一　國有財産法案（政府提出）　第一讀會

第二　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第三　會計檢査院法中改正法律案（政府提出）　第一讀會

第四　右議案の審査を付託すへき委員の選擧

第五　關稅定率法中改正法律案（政府提出）　第一讀會の續（委員長報告）

第六　古墳發掘法案（小西和君提出）　第一讀會

第七　四國循環鐵道完成に關する建議案（原田佐之治君外十七名提出）

第八　阿豫鐵道池田川之江線敷設に關する建議案（原田佐之治君外十七名提出）

第九　森隱鐵道速成に關する建議案（原田十衞君外四十名提出）

第十　廣幅織物課稅免除に關する建議案（武藤金吉君外一名提出）

第十一　木津川治水に關する建議案（長田桃藏君外二名提出）

第十二　福井縣三國港築港に關する建議案（熊谷五右衞門君外四名提出）（委員長報告）

第十三　官幣大社吉野神宮境域擴張に關する建

議案（東武君外一名提出）（委員長報告）

第十四 橿原神宮崇祀向上に關する建議案（片山太郎君提出）（委員長報告）

第十五 （特別報告第三十一號）小學校教員退隱料及遺族扶助料增額の請願外二件（委員長報告）

第十六 （特別報告第三十二號）盲啞教育令發布の請願（委員長報告）

第十七 （特別報告第三十三號）義務教育年限を八箇年に延長の請願（委員長報告）

第十八 （特別報告第三十四號）石北線分岐點を比布驛と爲すの請願（委員長報告）

第十九 （特別報告第三十五號）不具癈疾將校及准士官無賃乘車の請願外二件（委員長報告）

第二十 （特別報告第三十六號）豊州線幸崎驛より佐賀關町へ支線敷設の請願（委員長報告）

第二十一 （特別報告第三十八號）加茂臨港輕便鐵道敷設の請願（委員長報告）

第二十二 （特別報告第三十九號）浦本村に停車場設置の請願（委員長報告）

第二十三 （特別報告第四十號）國分岩川間鐵道敷設の請願（委員長報告）

第二十四 （特別報告第四十一號）社々に停車場設置の請願（委員長報告）

第二十五 （特別報告第四十四號）文官恩給遺族扶助料及學校職員看守退隱料並遺族扶助料增加の請願（委員長報告）

第二十六 （特別報告第四十五號）田畑地價特別修正の請願（委員長報告）

第二十七 （特別報告第四十六號）明治四十一年法律第三十七號中改正の請願（委員長報告）

第二十八 （特別報告第四十七號）黑石稅務署復舊の請願（委員長報告）

第二十九 （特別報告第五十七號）小學校教員退隱料及遺族扶助料增額の請願（委員長報告）

○副議長（濱田國松君） 諸般の報告を命じます。

〔原田書記官朗讀〕

一去二十一日政府より提出せられたる議案左の如し

國有財產法案

會計檢查院法中改正法律案

一去二十一日議員より提出せられたる議案左の如し

非役壯丁稅法案

提出者 荒川五郎君 土井權大君 山田珠一君 岡部次郎君 磯貝浩君 田中善立君 小山松壽君 井戸文四郎君

福山三次間輕便鐵道速成に關する建議案

提出者 井上角五郎君 望月圭介君

監獄醫教誨師敎師警察醫等及是等に準すへき者の優遇法制定に關する建議案

提出者 齋藤珪次君 高岡唯一郎君

川內村宇佐港間及山田町藤野間鐵道速成に關する建議案

提出者 岡田榮君 竹內明太郎君 中野寅次郎君 岩崎一高君 河上哲太君 原田佐之治君 生田和平君 政尾藤吉君 三土忠造君 林毅陸君 成田榮信君 藤野正年君

長植鐵道建設に關する建議案

提出者 石射文五郎君 高岡唯一郎君 八田宗吉君

國有林野を地方自治體に下付の建議案

提出者 石射文五郎君 熊谷直太君 高岡唯一郎君 高橋本吉君 八田宗吉君 柳原九兵衞君

愛媛高知橫斷鐵道速成に關する建議案

提出者 政尾藤吉君 中野寅次郎君 藤野正年君 林毅陸君 竹內明太郎君 生田和平君 原田佐之治君 岡田榮君 成田榮信君 河上哲太君 岩崎一高君

文官恩給及遺族扶助料增額に關する建議案

提出者 野村嘉六君 鈴木富士彌君 兒玉右二君 土井權大君

一去二十一日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

綿絲綿布の輸出禁止及價格調節に關する質問主意書

提出者 小西和君

一去十日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員橫山勝太郎君外二名提出人權蹂躙に關する質問に對する答辯書

一去十四日政府より提出せられたる答辯書左の如し

衆議院議員齋藤壽雄君外五名提出流行感冒の豫防注射に關する質問に對する答辯書

一去十九日政府より受領したる答辯書左の如し

衆議院議員有森新吉君提出物價調節に關する質問に對する答辯書

衆議院議員土井權大君提出農業勞働保護奬勵に關する質問に對する答辯書

大正九年二月十日 內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員橫山勝太郎君外二名提出人權蹂躙に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員橫山勝太郎君外二名提出人權蹂躙に關する質問に對する答辯書

京都地方裁判所豫審中の某瀆職事件に關する質問趣意書掲記の人權蹂躙の事實の有無に付ては目下調査中に屬するを以て未た其の眞相を明にする時期に達せす

右答辯候也

大正九年二月十日 司法大臣原敬

大正九年二月十四日 內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員齋藤壽雄君外五名提出流行感冒の豫防注射に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員齋藤壽雄君外五名提出流行感冒の豫防注射に關する質問に對する答辯書

惡性感冒の病原に付ては學者の意見未た一定せさるも之か豫防に關する注射液は何れも該藥の製造に使用せる菌種と同一のものに對し豫防上相當の効果ありと認む

右及答辯候也

大正九年二月十四日 內務大臣床次竹二郎

大正九年二月十九日 內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員有森新吉君提出物價調節に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員有森新吉君提出物價調節に關する質問に對する答辯書

政府は生產助長の方針を以て出來得る丈民間の餘裕資金を資本化せしむるの途を講し輸出入關係に付ては爲替銀行をして資本の融通を圓滑ならしむると同時に內外の經濟狀況に順應し緩急宜を制することに意を用ひつつあり

右及答辯候也

大正九年二月十九日 大藏大臣男爵高橋是清 農商務大臣山本達雄

大正九年二月十九日 內閣總理大臣原敬

衆議院議長大岡育造殿

衆議院議員土井權大君提出農業勞働保護奬勵に關する質問に對し別紙答辯書差進候

（別紙）

衆議院議員土井權大君提出農業勞働保護奬勵に關する質問に對する答辯書

一農業勞働は工業勞働と其の趣を異にし主として自作農小作農又は其の家族が自家の經營に於て勞働するの外小作農、自作細農又は其の家族等か傍ら他人の爲めに農業勞働に從事するものにして專ら他人に雇はれて勞働に從事するものの數は甚た多からす政府は此等に對し夙に農會を督勵して其の保護に務めしめ又產業組合等各種團體の發達を圖り其の經濟の上進に便せしめつつあり

二政府は農產物供給の潤澤を圖ると共に農業生產及農家生活の必需品に付供給を潤澤ならしむるの策を講し肥料に關する監督、指導、農具種畜等の貸付、供給並農會、產業組合、畜產組合等

各種の團體に依り生産上生活上の需用品を廉價に獲得するの便を得しめ且つ低利資金融通等の方法を講し以て生産費並生活費の輕減を圖りつつあり

三政府は農業勞働保護獎勵に關し從來の施設を一層充分ならしむるは勿論大正九年度の豫算に於て小作組織等の調査費を要求し特に先つ小作農等の組織經濟其の他を詳細に調査して最も適切なる方策を立てんとす

右及答辯候也

大正九年二月十九日　農商務大臣山本達雄

一去二十一日内閣總理大臣より左の通發令ありたる旨の通牒を受領せり

主計局書記官　河本文一

大藏省所管事務政府委員被仰付

〔左の報告は朗讀を經さるも參照のため茲に掲載す〕

一去二十一日議長に於て選定したる委員左の如し

學校衞生振興に關する建議案

八木逸郎君　秋山金也君
伊東重君　神川長久君
樋口秀雄君　行德健男君
大森與三次君　近藤達兒君
河野微志君

耕地整理速進獎勵に關する建議案

山内範造君　工藤善助君
西村正則君　岩崎一高君
田中萬逸君　齋藤宇一郎君
半谷清壽君　關原彌里君
小鹽八郎右衞門君

葉煙草罹災補償に關する建議案

志々目藤彦君　奧田榮之進君
根本正君　小西和君
高田耘平君　平島松尾君
牧野鐵九郎君　中川隣之輔君
北井波治目君

國都鐵道建設に關する建議案外一件

陣軍吉君　兒玉好熊君
長峰與一君　神川長久君
平山岩彥君　井島茂作君
石川又八君　野口孝治君
松浦與三郎君

姬津鐵道速成に關する建議案外一件

福井三郎君　坪田十郎君
小川藏次郎君　奧田龜造君
横田孝史君　大森與三次君
奧田柳藏君　土井權大君
林平四郎君

一昨二十三日委員長及理事互選の結果左の如し

學校衞生振興に關する建議案委員

委員長　八木逸郎君
理事　河野微志君

耕地整理速進獎勵に關する建議案委員

委員長　山内範造君
理事　關原彌里君

葉煙草罹災補償に關する建議案委員

委員長　志々目藤彦君
理事　牧野鐵九郎君

國都鐵道建設に關する建議案外一件委員

委員長　陣軍吉君
理事　松浦與三郎君

姬津鐵道速成に關する建議案外一件委員

委員長　福井三郎君
理事　林平四郎君

○副議長(濱田國松君)　是より會議を開きます。

○中倉萬次郎君　是より實業教育國庫補助法中改正法律案の委員會を開きたいと思ひます。

○副議長(濱田國松君)　許可致します――質問第一警察官の暴行に關する質問者より質問趣旨辯明省略の申出がありましたから、日程より除きます、質問第二販賣外米不正事件に關する質問田中萬逸君。

二　販賣外米不正事件に關する質問(田中萬逸君提出)

販賣外米不正事件に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正九年二月十三日

提出者　田中萬逸
贊成者　三木武吉　外三十人

販賣外米不正事件に關する質問主意書

目下東京地方裁判所豫審部に繋屬中の渡某外數名に係る東京府販賣外米不正事件に關し内務大臣並司法大臣は左記の事項に關し其の責任を免れさるものと思考す

一東京府外米販賣に關し　帝室の御下賜金を包含せることは天下周知の事實也されは其局に當る者は一層の注意を以て聖旨を奉體し苟も不正の行爲あるへからさることは多言を要せさる所なりとす然るに取扱に當る者にして此の如く刑事上の訴追を受くるに至りては是か最高監督責任者たる内務大臣は何を以て其の陳辯を爲さむとするか

一右不正事件檢擧に際し司法當局は大正八年二月一旦之を不起訴處分に付し同年八月より十月に至り世論喧囂を極めたるに拘らす警視廳は之を不問に付せむとしたるのみならす却て渡某に逃走の機會を與へたるものの如し而して最近に至り突如として之を起訴處分に付したるか如きは其の間司法の威信を損すること頗る大なり之に對する當局の所信如何

右二項に關し當局兩大臣の明答を求む

右及質問候也

〔田中萬逸君登壇、拍手起る〕

○田中萬逸君　本員は東京府に於ける販賣外米の不正事件に關しまして、内務大臣司法大臣に向つて聊か質疑を質し、其明確なる答辯に接せんことを望むものであります、元來此販賣外米不正事件なるものは、其端を寺内内閣の末期に發し斯くして現内閣の初期に及ぼせる所の聖代罕に覩る一大不祥事でありまして、其犯罪發覺の時期は恰も大正八年の一二月頃即ち第四十一議會の開會中でありまして、原内閣の全盛期でありましたことは申すまでもありませぬ而して本件の複雜にして且つ多岐多端なる、其關係者と致しては、所謂大政治家あり、官吏あり、又實業家あり、新聞記者あり、府會議員あり、市會議員あり、區會議員あり、勿論犯罪の裏面に潛む所の女あり、更に醫師あり、壯士ありと云ふが如き、社會の各階級に於ける所の總ての人々を網羅致し、是等の人が恰も走馬燈の如き大活動を遂げて、そこに醜劣なる所の運動となり又は政黨入黨の勸誘となり、承諾となり、又他の一面に於きましては、白晝公々然として自動車を飛ばし暴力を以て婦女子を誘拐するが如き、又は之を待合の奧深くに監禁を致し、種種脅迫を加へて警視廳に於ける所の陳辯は、事實無根なりと云ふことに就て一札を取らんと强制せしが如き、更に又病人に非ざる者をば病氣と稱して、病院の一室に幽閉をし之を監視する者も病人と稱し其病院に入院を致すが如き、恰も百鬼夜行の如き大暴狀を呈した所の、實に醜惡なる且つ奇怪なる一大怪事件でありまして、單に是等の事に對しましても社會の公安上其筋に對して除かねばならぬ事であると信じますけれ共是等の事柄は本員の問はんと欲する所に、左まで重大の影響を呈しませぬが故に唯だ是等の事が、本員は此問題の副産物として有つたと云ふ事のみに止めて置いて其事實の陳述を省略致します、扨て本員の問はんと欲する所即ち本員の怪訝に堪へざる所は此不正事件を惹起したる所の販賣外米事件には、畏くも帝室の御下賜金が包含せられ恐多くも帝室の御下賜金の包含されて居ると云ふ事は天下周知の事實であつて、此優渥なる所の聖恩に浴した所の多數の貧窮民は申すに及ばず、一般國民に於ても、均しく廣大無邊なる所の聖恩に對して感激し、洵に恐懼措く所を知らなかつたにも拘りませず政府は其取扱上の不行屆、其取締上の怠慢よりして斯る稀有の大不祥事を起した事に對して恰も其責任を回避するが如く現に東京府の一屬僚をして、此販賣外米の不正事件には、帝室の御下賜金は勿論の事一般公衆の寄附金すらも包含されて居ないと云ふやうな、洵に怪しげなる所の陳辯書を社會に發表せしめて、而して其罪を糊塗せんと致したことであります、此陳辯書なるものをひよいと讀んで見ますると恩賜金と不正販賣外米事件とは、全然無關係の如く思はれます、けれども仔細に之を熟讀翫味致しますと、洵に其陳辯書なるものは、曖昧模稜を極めたものであつて、恩賜金に關しては、全然無關係であるとは云ふてはありませぬ、唯だ恩賜金には無關係であると云ふが如く、想像せしめたのみに過ぎないのであります、今私は其要點を茲に朗讀致したいと思ひますが、即ち其陳辯書の前文には「恐れ多くも皇室の御下賜金及一般府民の寄附金に關する事でありますから一言是に對し辯明をし眞相を發表する云々」とありますけれども扨其本文に入つては――肝腎の本文に入つてからと云ふものはどう云ふ事が書いてあるかと申しましたならば「一昨年の八月米騷動の勃發に依り販賣を行ひしが其販賣所たる小學校は九月より授業を開始する必要上從來の區町村及府慈善協會直營の販賣を廢止して東京白米同業組合と協議の上指定商を選任して之を委託した」と云ふ所の

手續を書いて、扨陳辯してある事は、斯樣な事柄であります、「其際に自ら草案したる廉賣米供給取扱手續を發布し嚴重に指定商を監督し精算の場合に萬一廉賣券數が交付外米の數量と符合しなかつたときは追徴金を納付せしめて一匣一錢と雖も間違のないやうに心掛けました而して其決算は一昨年末に結了を告げた次第でありまして目下外米不正事件として一般新聞紙上に傳へられて居るものは寄附金に依る廉賣とは全く無關係の事實でありますから此點は十分に御了解を得たいのであります」諸君、之が陳辯書の本文であります、肝腎の本文に於きましては、不正外米廉賣事件には、一般公衆の寄附金は關係が無いと云ふことは明記されてありますけれども、事苟も皇室に關する所の大問題、即ち恩賜金に關係が無いと云ふことは言うてはありませぬ、是は想ふに官吏として良心が咎めた結果であらうと確信を致すのであります、然らば此監督廳の命を受けて發表した所の陳辯書なるものは、一面に於て恩賜金に關係の有つたと云ふことを自ら裏書するものであると私は斷言するに躊躇しないのであります、此廉賣外米不正事件に關して、恩賜金が包含されてあると云ふ事實は新聞其他に依て報道された事柄のみで、本員が調べた所の立證と云ふものは是だけあります、併し時間の都合上此陳辯に止めて、後に於て速記録に載せることゝ致しまして省略致しますが、斯の如く此忌はしき所の不正事件を惹起したる廉賣外米に、恩賜金の包含せると云ふことは一點の疑を挾む所の餘地はありませぬ、然るに其最高監督責任者たる所の内務大臣は、恬然として今尚ほ知らざるが如き風を裝うと云ふのは一體何と致した次第でありますか其取扱の不行屆其取締の怠慢よりして斯の如く聖旨に悖る所の大不首尾臣民として其罪萬死に當るべき所の大不首尾を敢てしたにも拘らず、今尚ほ知らざるが如き風を爲すと云ふことは、如何なる次第でありますか、内務大臣は宜しく上　御一人を首め奉り下萬民に向つて、其罪を陳謝すべきが當然であらうと確信致すのであります、（拍手起る）内務大臣が本件に對して冷々淡々たること水の如く斯の如き態度であつて、而して思を大正七年八月に馳せて、謹んで御内帑金を御下賜あらせられた其當時の模樣を拜察致しますのに、唯だ恐懼に堪へないのであります、一昨年即ち大正七年の夏は、近來にない所の極熱を彌したことは諸君の御承知の通りであります、然るに拘らず御勵精に渉らせられる　陛下には、久しく宮城に御留り遊ばして、萬機を總攬あらせられましたが、八月六日と云ふに日光の行在所に御避暑遊ばすことを仰出されました、斯くして　陛下が日光に行幸あらせられてより、間もなく、彼の米騒動なるものが勃發致したのであります、然る所御仁惠に渉らせられる　陛下には是等の貧窶の民を御憐れませ給ふの餘り、直ちに三百萬圓と云ふ御内帑金を割かせられて、而して緩急に應じ、各縣に頒ち、救濟の資に充つべしとの最も厚き所の御諚をば八月十三日に下させれたのであります、諸君、三百萬圓と申せば國庫より奉れる所の皇室費の七割に達する大金であります、此大金を割かせられて、貧窮の民を賑はせ給ふ　陛下の大御心に對しては、唯だ〳〵感泣の外は無いのであります、加之事態を憂慮あらせ給ふの餘り、尚ほ殘熱熾くが如き八月二十一日と云ふに日光の行在所を後にせられ、恰も釜中に座するが如き帝都に御還幸遊ばしまして、斯くして宮中に入御在しまして後ちに、朝には宮内大臣を召させられて御熟心なる御下問があり、夕には側近の臣を召させられて、夫々の者よりする所の言上を聞召され殊の外御軫念在らせられたと漏承るに付けて、我々は此聖恩に感泣したことは幾度であるか知れませぬ乃ち斯の如くして三百萬圓の御内帑金の中で、三十萬五千圓と云ふ金が東京府に頒たれ、それに依て外米を廉賣すると云ふことに相成つた次第であります然るに此難有き勿體なき聖旨の籠れる所の廉賣外米が、其難有き勿體なき聖旨の如くに細民を救恤するに至らずして、廣大無邊の聖旨に反するが如き大不祥事を勃發するに至りし所の責任に對して、内務大臣は今尚ほ知らざるが如き風を爲すと云ふことは、何たる次第でありますか、次に司法大臣は此犯跡顯著なる所の問題をば、大正八年の二月、何故に證據不十分として一旦之を不起訴處分に附し本年の一月に至り、突如として復た之を起訴處分に附したのであるか、坊間傳ふる所に依りますれば、昨年此問題の起りました其當時は恰も第四十一議會の開會中でありしが故に、所謂臭い物には蓋せよ主義で、議會の問題となると云ふことを惧るゝの餘り、之を不起訴處分に致したのである、而して本年に至り此問題が當議會の問題とならんとすることを惧れて、急に起訴處分にしたのであると云ふ所のことを、坊間に於て喧傳致して居ります、本員は敢て此浮説に信を措く者ではありませぬ、然りと雖も本員の信ずる所に依れば、秋霜烈日の如き我が司法官憲、其峻嚴なる所の司法警察の努力に待つたならば、罪を斷ずる上に於て、有力なる所の證據を蒐めると云ふことは頗る易々たる事であると確信をして疑はないのであります、現に最近本員の目撃したる事實に依りまして、愈々益々此信念を強め得たのであります、それは過般普選案の上程された其當日に於ける警戒の完全、且嚴重な事であります、議院を中心と致して要所々々には關門を設け、苟も議院に近寄らんとする者は、又議院に到らんとする者は、傍聽券の所持者か、或は徽章を携帶する者の外は斷じて之に近寄らしめなかつたと云ふ、恰も戒嚴令を布いたかの如き其取締の嚴重なる事、而して多くの警官は一擧一動非常なる緊張を呈し恰も閃電――電氣の閃くが如き神經の昂奮を認めたのであります、此電氣の如き觸れゝば灼かんずる神經の所持者である所の、司法警察の努力を待つたならば、本員の爰に述べて居る所の廉賣外米不正事件の如き、犯罪としては頗る單調である、事柄は恰も子供が凧の絲を手繰るよりも尚且つ容易に、尚且つ迅速に其罪跡が判明したのであらうと確信を致して疑ひませぬ、論よりも證據である、現に本年の一月警視廳が初めて眞面目になつて――漸く眞面目になつて、檢擧に從事致した所の成績は如何でありますか、今や事件が四方八方に擴大致して居ると云ふ其事實が、何よりも活きたる證據であらうと思ふのであります、然るに如何なる故なるか、熟心に之を探査致さんとはせず、熟心に之を搜査せんとはせず、遂に一旦之を不起訴處分に爲したと云ふことは、我司法の威力に見て、洵に遺憾千萬なるを覺ゆるものであります、さりながら天網は有繫に疎ならず、昨年の八月に至りまして、一旦不起訴處分に附した所の本事件が、又々再燃致したのであります、然る所疎ならざる此天網に、何時とはなしに大穴が明いて、恰も何者か上に在つて之を操るものゝ如く、之を探査するが如くにして探査せず、熟心に搜査する如くにして搜査せず、遂に其搜査を中止致し、去二十一日の當議場に於て國民黨の高木君も言明せられた如く、恰も本事件の再燃致しました其當時は、府會議員の選擧戰の最中でありしが故に、此事件の進行は、此事件の張本人である所の渡某と政治上の行動を同じくせる一府會議員其一府會議員の當選に莫大なる影響を及ぼすと云ふ所の廉を以て、之が搜査を中止したと云ふが如きことは、實に遺憾千萬の至りであります、是に於てか私は御問を致したい、恰も電氣の如き鋭敏なる感情の所有者である所の我警視廳は其電氣には積極電氣あり、又消極電氣あるが如く、犯罪の大小其他は措いて、罪の搜査上、情實又は請託に依て、時には消極主義を執り、時には積極主義を執られるのであるか殊に遺憾に堪へざる點は、此警視廳が消極的の探査方針に依られた爲めに、本件の張本人である所の渡某に逃走の機會を與へたことでありますのみならず警察官が遂に此張本人である所の渡某を護衛致して遠く滿洲に落したと云ふが如き、新聞紙上に於ける所の報道を見るに至つては、我司法官權の威力果して何所に在りやと反問せざるを得ませぬ、而も同じく我帝國に於きまして一方京都にては人權蹂躪の生々しき事實があり、現にそれが當議院の問題となつて居りまする今日、一方帝都に於ては恰も畏多くも聖旨に悖るが如き大逆罪に對して、操つる絲の間に〳〵之に寛大なる處置を爲すに至つては、我司法權の獨立果して何所に在りやと疑はざるを得ないのであります、如上の事實に依りまして、内務大臣並に司法大臣の明確なる所の答辯を望んで、此壇を降らんとするのであります。（拍手起る）

○副議長（濱田國松君）　質問第三、海外移民保護に關する質問、高松正道君。

三　海外移民保護に關する質問（高松正道君提出）

海外移民保護に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正九年二月十六日

提出者　高松正道

贊成者　湯淺凡平

外二十九名

海外移民保護に關する質問主意書

佛領「ニューカレドニヤ」に在留せる我か移民は實に三千餘名の多きに上ると雖之か保護の機關を缺き全く放任せるの狀態に在りて移民は實に悲慘なる境遇に在り政府は何故に之を救濟するの方法を講せさるや政府の所見如何

右之質問候也

（高松正道君登壇）

○高松正道君　私の質問は極く簡單でありますから、極く簡明に述べたいと思ひます、佛領「ニユーカレドニヤ」には、日本の移民と致しましては、明治二十五年から同四十年の間に、約四千人の移民が行つて居るのであります、尤も此四千人の中で、其後歸國致した者も多少ございますが、病死致した者などを差引きまして、目下三千人少し餘り居るのであります、所が御承知の如く「ニユーカレドニヤ」は、佛蘭西政府の罪人を流した場所でありますからして、此地方の住民の生活と云ふものは非常に荒んで居る、風儀の惡い所である、此所に三千人餘の日本の移　が居りますが、之には一人も婦女子が居らないのでありまして、隨て日本の移民と云ふものゝ風紀と云ふものも、何となく荒廢致して居るのである、唯だ娛樂と致す所は、賭博に耽るとか、飲酒に耽るとか云ふ位の事を以て、彼等は唯一の娛樂と致して居るやうな次第でありますが、之に對しまして我政府は、何等の保護を與へて居らないやうな傾に見えるのであります、少なくとも三千人餘の我同胞が行つて居りますけれ共、我外務省より之を視察し或は調査し、何等かの方法を講じた形跡が先づ見當らぬと云ふて宜いのである、僅に明治三十七八年頃に總領事永瀧久吉と云ふ人が移民問題の紛爭事件で一寸「ニユーカレドニヤ」の一端を覗いた丈であります、其後大正四年に三保領事官補と云ふ者が一度視察に行つた、此前後二回限りでありますそれでありますからして、是等の移民と云ふものは、非常に悲慘な生活を送つて居りまして、我同胞と致しまして之を我々は視て居る譯に行かないのであります、此地方の總て移民を扱つて居りますのは、田中榮八郎大川平三郎と云ふ者が、南洋興業株式會社と云ふものを組織してやつて居る、是は固より隨分如何はしい事をやつて、移民を苦しめて居りますが、之に對しまして、政府は至急に何等かの方法を講じて、之を救濟するの途を執らなくちやならぬと思ふのである、又此地方は交通と申しましても甚だ不便であつて、今までは「シドニー」から「エムエム」汽船で四週に一回の航海しか無いのでありますが、少しく我政府に於て之を保護するの考があつたならば、日本郵船の新西蘭航路を寄港させれば何でもなく航路が開かれるのであります、斯う云ふ風な事でありますからして、私は政府が今まで、どれだけの其地方に對する注意を拂つて居つたか、如何なる視察をして居つたか、若し爲して居つたならば、相當な成績を茲に示して戴きたい、又現在に於ける所の移民の狀態狀況も分つて居るならば、此議會に於て一つ報告して貰ひたい斯う思ふのでありますが、定めし政府の方では、報告の材料が一つも無からうと思ふのであります、多分二三の下らぬ所の南洋興業株式會社に關係の者が書いた、洵に「ニユーカレドニヤ」を極樂の如く書いた所の、雜駁なる書物を材料にする位のことで、胡魔化すだらうと思ふのでございますが、兎に角政府の判つて居るだけの現狀を、一つ報告をして戴きたい、それからもう一つの質問は、政府が速に此所に領事館か若くは領事館の出張所でも設けて、何んとか此移民の保護をすることの施設をする考があるかどうか、又先程申す如く、商船會社或は郵船會社に命じて、極く手取り早く此所に航路を開くの考があるかどうか、此二點に就て私は質問を致した次第であります。

○副議長（濱田國松君）　質問第四、所得額算出に關する質問、高田耘平君

四　所得額算出に關する質問（高田耘平君提出）

所得額算出に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

大正九年二月十四日

提出者　高田耘平

贊成者　町田忠治

外三十一人

所得額算出に關する質問主意書

一　二月十日本田恒之君質問に對し大藏大臣は借入金を以て土地の購入又は改良等の資に充てたる場合其の借入金の利子は必要なる經費として總收入金額より控除する筈なりと答へたり政府は今後各稅務署をして控除せしむる處置を採るや

二　政府は控除すへきものを控除せさる不當算出に依り所得額を決定し賦課したる從來の納稅金を違法徵收として納稅人に還付すへき義務ありと認む之に對する所見如何

三　第三種農業所得より土地購入代金等の利子を控除するとせは第三種商業所得にて總收入金額より仕入品代價（借入の場合）の利子を控除し第三種工業所得にて總收入金額より原料費代價（借入の場合）の利子を控除するを當然と信す政府の所見如何

右及質問候也

（高田耘平君登壇、拍手起る）

○高田耘平君　私の質問は事柄は至つて簡單でございます、而して略々過般の所得稅改正案討議に於ける當時の大藏大臣の辯明、其他委員會等に於ける政府當局の辯明に依りまして、略々要領を得て居るのであります、併ながら斯る問題が曖昧の裡に在ると云ふことは、多數の納稅人に對して、非常なる關係があるのでございます、即ち此大藏大臣の答辯が果して日本の直接稅務の職に當る人が、大藏大臣の答辯の通り實行して居るや否やと云ふことが、即ち私の疑になつて居るのである、是は又此間の所得稅改正案の討議の時の工合を見ますと云ふと、疑を持つて居る人が澤山ある、例へば町田君は「配當金に課稅する場合には二割を控除するのに農業所得の場合には、利子を控除しないことは甚だ不公平である」と云ふことを言はれた、所が鵜澤君は「農業所得の場合には借入金の利子は控除する」と言つて居る、さうすると小川鄉太郎君は「鵜澤君の言ふことは間違であらうと思ふ」と云ふことを言つて居る、又三木君は「引くのが當然である同時に商工業者の借入金の利子も引くのである」と言つて居る、四人が引くと言ふのと、引かぬと言ふのと二人づゝに分れて居る、更に最後に本田君の質問に對して大藏大臣は、斯う云ふことを答辯して居る「地所の爲めに借財をした利子は含んで居ると云ふことが明確に立證せらるゝものは、差引く筈であります」此「筈」と云ふことが付いて居るのが私は甚だ氣に入らぬ、更に又農工銀行勸業銀行から確に借財をして居る、其所得を得るが爲めの借財であると云ふことの證據が明かならば、是は控除するのであります、同じ田畑を買うのに、借入れたものであるならば、農工銀行から借りずとも、勸業銀行から借りずとも、他の銀行から借りても、信用貸借でも借りた證據があれば、引くのが當然ではないかと思ひます、所が大藏大臣の此說明に依ると、勸業銀行及農工銀行から借りたものでなければ、引かないと云ふやうな意味のことを言つて居る、是は私は甚だ此意味は解せませぬ、兎も角も此大藏大臣の辯明に依れば、引くと云ふのが所得稅法の趣旨である、所が實際はどうかと云ふと、私が此間東京の稅務監督局に行きまして、最も此第三種所得稅に關係のある官吏に聽きました所が、東京の稅務監督局として控除せしこと無し、尙は今後も控除する積りが無いと云ふことを明言されて居ります、全然大藏大臣の本會議に於ける言明を裏切つて居る、尤も此官吏は其位置は高い人ではありませぬ、併ながら第三種の所得稅の事に就きましては、最も能く知つて居る位置に居る人が、唯今私が申したやうに引くべきものに非ず、現在に於ても引かないと言はれた、又私の承知して居る東京の稅務監督局の範圍に於ては、引いて居らない、所が全國を調べると往々あるやうであります、私が各方面に於きまして聽きました所に依ると、二三控除した所もあります、さうなると云ふと所得稅法の趣旨は、土地の爲に借入金を爲した場合には、其利子を引くのが適法であると云ふ解釋になつて居る、所が如何なる理由か、直接徵稅の事務に當る各稅務署に於きましては、之を控除して居るものはほんの二三に過ぎませぬ、即ち最大多數の所に於きましては、大藏大臣の辯明を裏切つて、控除して居ないと云ふことは明かでございます、是は甚だ遺憾なのである、私は大藏大臣が辯明した意味を、今後國內の總ての稅務署總ての稅務官吏に、通牒なり或は訓令なりを出して此法律の趣旨を徹底せしめて、利子を必ず控除させるやうにするのが政府としての當然の處置であると思ふけれども、政府は果して徹底的に各稅務署をして、普く控除せしむべき方法を執るや否やと云ふことが第一の疑問でございます、第二の疑問は、即ち今日まで實際に於て控除すべきものを――法律の趣旨は控除すべきものであるのに、國內の稅務官吏の最大多數は此法律の趣旨を故意か惡意か之を曲解して實際に於て控除しない、此控除しない分に就きましては控除すべきことが法律の本旨でありとすれば法律の本旨に誤つて徵稅をしたものに就きましては當然之を還付すべき責任が政府に在ると思ふ斯う申せば政府は、所得稅は申告稅である借金の利子があると云ふことを申告しないのに、之を控除することは出來ないと斯う言ふでせう、所が實際に於きましては、此東京稅務監督管內等に於きましては、十數

年來借入金の利子は、決して控除すべきものに非ずと云ふ解釋を一般に税務官吏が唱道して居るから、各地の所得税調査委員でも、總て控除すべきものに非ずと思つて居るのでございます、即ち政府の官吏が、法律の解釋を故意か惡意か、其本旨を棄てゝ醇朴なる良民を欺いて取つたのであると云ふ結論になつて居ります以上には、此借入金の利子を控除しなかつた分に對しては、若し納税者より相當の要求があつた場合には——尤も時効に罹つたものに就きましては仕方が有ますまいけれども—當然還付すべき責任があると思ふけれども、之に對する政府の所見は如何、第三は是は三土君だけは此間町田君の意見を駁する時に於きまして言明して居ります、商工業者の所得を算出する場合に方つて、其借入れたる資本金に對する利子は控除するものである、斯う云ふ事を三土君は此席で言明されて居ります、所が小川君はさうでないと云ふことを速記錄を見れば言つて居る、是も矢張多少の疑がある、此問題に就きましては、大藏大臣は本會議に於て何等の答辯も致しませぬから、勿論農業者が土地の爲めに借入金をした場合に、其利子を控除すると云ふことであれば、商業者が商品を買ふ場合の資本金に對する利子、及工業者が工業原料を買入る場合、其他の工業に投ずる元本の利子は、控除すべきが當然である、所が現在に於きましては、控除して居る例は甚だ是も少い殆ど無い位である、勿論控除すべきものであるが、政府の所見は如何であるか、斯う云ふ至つて簡單な問題でございます、併ながら此適用が遺憾なく行はれますれば、恐くは所得税法を施行するに當りまして、國の歳入に餘程の影響を私は生ずることゝ思ひますけれども、併ながら現在の各税務署に於きましても、尙ほ税法から申しましても、法人所得に於ては純益に課税し、個人所得に於ては利子を控除しないと云ふことは、甚だ不公平である此の不公平であつた意味が、唯今の私が申上げました通りの事に就きまして、政府が相當なる答辯を爲して、田畑の購入に對する借入金の利子、及商工業者の必要なる元本に對する利子も控除することになれば、法人所得及個人所得の間に於ける不公平が、幾分なりとも少なくなる譯であります、至つて簡單でございますけれども、此法律の適用が完全に行はれると否とは、至大な關係を國庫の歳入に有ち、尙ほ納税人に至大なる關係がありますからして、私は此際此席上に於きまして、政府の的確なる御答辯を仰ぎたいと思ふのであります（拍手起る）

○副議長（濱田國松君） 是より日程に移ります、日程第一國有財産法案の第一讀會を開きます、政府より説明があります、神野政府委員。

第一 國有財産法案（政府提出） 第一讀會

國有財産法案

國有財産法

第一條 本法ニ於テ國有財産ト稱スルハ國有ノ不動産竝勅令ヲ以テ定ムル國有ノ動産及權利ヲ謂フ

第二條 國有財産ヲ分チテ左ノ四種トス

一 公共用財産 國ニ於テ直接公共ノ用ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ

二 公用財産 國ニ於テ神社ノ用又ハ國ノ事務事業若ハ官吏其ノ他ノ職員ノ住居ノ用ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ

三 營林財産 國ニ於テ森林經營ノ目的ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ

四 雜種財産 前各號ニ屬セサルモノ

第三條 國有財産ニ關スル事務ハ各省大臣之ヲ管理シ國有財産ニ關スル總轄事務ハ大藏大臣之ヲ管理スヘシ

第四條 國有財産ハ雜種財産ヲ除クノ外之ヲ讓渡シ又ハ之ニ私權ヲ設定スルコトヲ得ス但シ其ノ用途又ハ目的ヲ妨ケサル限度ニ於テ其ノ使用又ハ收益ヲ爲サシムルハ此ノ限ニ在ラス

第五條 雜種財産ハ左ニ揭クル場合ニ限リ之ヲ讓與スルコトヲ得

一 帝室用又ハ公共團體ニ於テ公共用若ハ公用ニ供スル爲必要アルトキ

二 公共用財産又ハ公用財産ノ用途ヲ廢止シタル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ其ノ維持保存ノ費用ヲ負擔シタル者、其ノ用途ニ代ルヘキ他ノ施設ヲ爲シタル者其ノ他ノ緣故者又ハ關係者ニ讓與スルトキ

三 神社、寺院又ハ佛堂ノ合併シタル場合ニ於テ之ニ因リ其ノ供用ヲ止メタル國有財産ヲ其ノ合併シタル神社、寺院又ハ佛堂ニ讓與スルトキ

第六條 雜種財産ハ法律ヲ以テ特別ノ定ヲ爲シタル場合ニ限リ之ヲ出資ノ目的ト爲スコトヲ得

第七條 雜種財産ハ土地及建物以外ノ土地ノ定著物ニ限リ帝室用又ハ國、公共團體若ハ私人ニ於テ公共用、公用若ハ公益事業ニ供スル爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ他ノ土地及建物以外ノ土地ノ定著物ト交換ヲ爲スコトヲ得

前項ノ交換ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ價格均シカラサルトキハ金錢ヲ以テ補足スヘシ

第八條 用途及期間ヲ指定シテ國有財産ノ賣拂、讓與又ハ交換ヲ爲シタル場合ニ於テ指定期間内ニ之ヲ其ノ用途ニ供セス又ハ之ヲ其ノ用途ニ供シタル後指定期間内ニ其ノ用途ヲ廢止シタルトキハ政府ハ其ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

第九條 國有財産ノ賣拂代金又ハ交換差金ハ財産引渡前之ヲ納付セシムヘシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ延納ノ特約ヲ爲スコトヲ得

第十條 國有財産ニ付境界查定ヲ施行セムトスルトキハ豫メ期日ヲ定メテ隣接地所有者ニ之ヲ通知シ其ノ立會ヲ求ムヘシ

隣接地所有者期日ニ於テ立會ハサルコトアルモ境界查定ヲ施行スルコトヲ得

第十一條 境界查定ヲ了シタルトキハ隣接地所有者ニ之ヲ通知スヘシ

第十二條 前二條ノ規定ニ依リ通知ヲ受クヘキ者ノ住所居所共ニ不明ナルトキハ通知ノ要旨ヲ公告スヘシ

前項ノ規定ニ依リ公告シタル場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ起算シ三十日ヲ經過シタルトキハ通知ヲ受ケタルモノト看做ス

第十三條 隣接地所有者境界查定ニ對シ不服アルトキハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六十日內ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 國有財産ニ付境界查定又ハ測量ヲ爲ス爲政府ニ於テ他人ノ土地ニ立入リ、目標ヲ設置シ又ハ障害物ヲ除却スルノ必要アルトキハ當該土地又ハ物件ノ所有者及占有者ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ之ニ因リテ生シタル損害ニ付賠償ヲ求ムルコトヲ得

第十五條 國有財産ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ニルコトヲ得ス

一 植樹ヲ目的トシテ土地及建物以外ノ土地ノ定著物ヲ貸付スル場合ニ在リテハ八十年

二 前號ノ場合ヲ除クノ外土地及建物以外ノ土地ノ定著物ヲ貸付スル場合ニ在リテハ三十年

三 建物其ノ他ノ物件ヲ貸付スル場合ニ在リテハ十年

貸付期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ更新ノ時ヨリ前項ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第十六條 國有財産ハ帝室用又ハ公共團體若ハ私人ニ於テ公共用、公用若ハ公益事業ニ供スル爲必要アル場合及勅令ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外無償ニテ之ヲ貸付スルコトヲ得ス

第十七條 國有財産ノ貸付料ハ每年定期ニ之ヲ納付セシムヘシ但シ數年分ヲ前納セシムルコトヲ妨ケス

第十八條 國有財産ヲ貸付シタル場合ニ於テ其ノ貸付期間中帝室用又ハ國、公共團體若ハ私人ニ於テ公共用、公用若ハ公益事業ニ供スル爲必要ヲ生シタルトキハ政府ハ其ノ契約ヲ解除スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタル場合ニ於テハ借受人ハ之ニ因リテ生シタル損害ニ付賠償ヲ求ムルコトヲ得

第十九條 貸付期間ノ終了又ハ貸付契約ノ解除ニ當リ政府ニ於テ時價ヲ提供シ其ノ國有財産ノ上ニ存スル建物其ノ他ノ物件ヲ買取ルヘキ旨通知シタルトキハ其ノ所有者ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十條 前五條ノ規定ハ貸付ニ依ラスシテ國有財産ノ使用又ハ收益ヲ爲サシムル契約ニ付之ヲ準用ス

第二十一條 雜種財産ニ付土地ノ開拓又ハ水面ノ埋立若ハ干拓ヲ爲サムトスル者アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業者ニ對シ事業ノ成功ヲ條件トシテ其ノ財産ノ賣拂、讓與又ハ貸付ノ豫約ヲ爲シ其ノ事業ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ事業ヲ爲サシムル契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ事業ノ成功ニ要スル豫定期間事業者ヲシテ其ノ成功シタル部分ニ付無償ニテ使用又ハ收益ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十二條 前條第一項ノ規定ニ依リ事業ヲ爲サシムル契約ヲ爲シタル場合ニ於テ指定期間內ニ事業者其ノ事業ニ著手セサルトキハ政府ハ其ノ

契約ヲ解除スルコトヲ得

第二十三條 第二十二條第一項ノ規定ニ依リ事業ヲ爲サシムル契約ヲ爲シタル場合ニ於テ豫定期間内ニ事業成功セサルトキト雖土地又ハ水面ノ狀況ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ事業者ニ對シ其ノ成功シタル部分ノ賣拂、讓與又ハ貸付ヲ爲スコトヲ得

第二十四條 從前ヨリ引續キ寺院又ハ佛堂ノ用ニ供スル雜種財産ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ用ニ供スル間無償ニテ之ヲ當該寺院又ハ佛堂ニ貸付シタルモノト看做ス

寺院又ハ佛堂ノ上地ニ係ル雜種財産ハ其ノ用ニ供スル爲必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ第十五條ノ規定ニ拘ラス之ヲ當該寺院又ハ佛堂ニ貸付スルコトヲ得

第二十五條 政府ハ國有財産ノ種類ニ從ヒ其ノ臺帳ヲ備フヘシ

臺帳ニ記載スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 政府ハ毎會計年度間ニ於ケル國有財産增減總計算書及毎五年三月三十一日現在ノ國有財産現在額總計算書ヲ調製シ會計檢査院ノ檢査ヲ經テ之ヲ帝國議會ニ報告スヘシ

前項ノ國有財産增減總計算書ニハ各省ノ國有財産增減報告ヲ、國有財産現在額總計算書ニハ各省ノ國有財産現在額報告書ヲ添附スヘシ

附 則

第二十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 第二十五條及第二十六條ノ規定ハ當分ノ内公共財産ニ付之ヲ適用セス

第二十九條 第二十六條ノ規定ニ依ル國有財産增減總計算書ハ本法施行ノ日ノ屬スル年度分ヨリ國有財産現在額總計算書ノ第一回分ハ本法施行ノ日ノ現在ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第三十條 北海道國有未開地處分法中ノ規定ハ本法ノ規定ニ牴觸スルモノト雖當分ノ内仍其ノ効力ヲ有ス

第三十一條 國有林野法第二條、第四條乃至第七條、第九條、第十二條乃至第十四條、第十六條第二十四條及第二十五條ハ其ノ効力ヲ失フ但シ本法施行前ニ係ル國有林野ノ增減異動報告ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第三十二條 從前ノ法令ニ依リテ爲シタル處分、契約其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第三十三條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

〔政府委員神野勝之助君登壇〕

○政府委員(神野勝之助君) 國有財産に關しまする現行の法規は、久しき以前のものに屬しまして時勢に副はない點が多いのであります、

〔濱田副議長議長席を退き大岡議長著席〕

又其統一を缺いて居るのであります、本院に於きましても、第一議會以來之に關する法律案が屢々提案せられまして、政府に於きましても、屢々此改正に就きまして調査を致したのでありまするが、何時も成案を得ずして、今日に至りましたのであります、然るに一昨年に至りまして、本院の建議に基いて、國有財産の調査機關として、大藏省に官有財産調査會が設けられましたのであります、此調査會に於きまして、國有財産の整理に就きましては、先づ之が管理處分に關する根本法を作るの必要を認めましたので、之に關する法律案は調査議決致しましたのであります、政府に於きましては之を適當と認めまして、成案を得まして、茲に諸君の御審議を煩すことと相成つたのであります、國有財産に關しまする現行の法規は、國有林野法其他一二の例外を除きますると云ふと總て勅令の形式に據つて居るのでありま す、元來國有財産の管理利用處分等に就ては、國家の財政上重要なる事項でありまして、豫算と密接する關係を有して居るのでありますから、是が大體は法律を以て規定して置くのが適當と認めまして、本法案を提出致したる次第であります、本法案の主要なる點を申上げまするど、國有財産の管理であります、從來國有の財産の管理は、各省大臣の所管になつて居りまして、特に是が統一總括に關する法制を缺いて居ります、それが爲めに各省の取扱が區々になつて居ります、帝國議會に報告する官有財産の目錄、及其增減異動報告等も各省毎に違つて居りまして、總括的に之を見ることが出來ないと云ふことになつて居ります、それ故に本法案に於きましては、此國有財産に關する事務も會計事務等と同じく國の事務の一部と致しまして、大藏大臣に於て之を總轄管理することに致しました、其次は國有財産の處分に關する事であります、是は一般に其取扱は嚴正にする必要がありまするので、其讓與及交換等の場合を限定致しまして、又其國有財産の出資を致すやうな場合は、法律の規定に依らねばならぬと云ふことに致しました、第三は現行法に於て各省より帝國議會に報告する官有財産目錄は、十年毎に調製することになつて居りまして、而も其財産價格は、常に不動の臺帳價格に依ることになつて居りまするが、是では財産目錄を報告せしむると云ふ効能が少ないのでありますから、今回は之に相當する現在額總計算書は、年限を短縮して五年毎に調製することに改めました、又其價格は何時でも適當の方法に依りまして、之を改訂致すことに致す見込であります、第四は會計檢査院の檢査に關する事であります、會計檢査院法に依りまするど、官有財産に關する事項も、亦會計檢査院に於て檢査することになつて居りまするが、從來之に關する手續が不十分でありまするから、其檢査も亦十分な事を得なかつたのであります今後政府より帝國議會に報告致しまする國有財産現在額總計算書、及其增減總計算書は。總て會計檢査院の檢査を經ることに致しました要しまするに本法案は、國有財産に關する現行諸法規を統一して、其不備の點を補ひまして、國有財産の管理に關する根本法規を確立すると云ふ趣意に出でたものでありま す、何卒御審議御協賛あらんことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 日程第二、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第二 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○前田米藏君 委員の數は特に十八名とし、議長に於て指名せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 動議の如く決しました――日程第三、會計檢査院法中改正法律案の第一讀會を開きます――横田政府委員。

第三 會計檢査院法中改正法律案 (政府提出) 第一讀會

會計檢査院法中改正法律案

會計檢査院法中左ノ通改正ス

第二條中「二員」ヲ「三員」ニ、「八員」ヲ「十二員」ニ、「十七員」ヲ「二十五員」ニ改ム

第五條中「二部」ヲ「三部」ニ改ム

第十三條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ以下順次繰下ク

三 日本銀行ノ取扱フ國庫金及有價證券ノ出納ニ關スル決算

第十四條中「諸項」ヲ「事項」ニ「各出納官吏」ヲ「日本銀行」ニ改ム

第十六條中「第十三條第三項」ヲ「第十三條第四號」ニ改ム

第十七條中「金庫ノ出納」ヲ「現金物品ノ出納」ニ改ム

第十九條ニ左ノ一項ヲ加フ

前二項ハ會計檢査院ノ檢査ヲ受クル各官廳以外ノモノニ付之ヲ準用ス

第二十條ノ二 會計檢査院ハ日本銀行ノ計算ヲ檢査シ正當ナリト決定シタルトキハ其ノ旨ヲ大藏大臣ニ通知スヘシ正當ナラスト決定シタルトキハ大藏大臣ニ移牒シテ相當ノ處置ヲ要求スルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔政府委員横田千之助君登壇〕

○政府委員(横田千之助君) 會計檢査院法中改正法律案は、別に御審議を仰いで居りまする會計法の改正に伴ひまして會計檢査の適切周到を期する爲めに會計檢査院に部を殖し、人員を殖すと云ふことが趣意であります、而して此法律の條項を一二增加し其の字句を修正する斯う云ふのが本案提出の趣意であります、何卒御審議の上御協賛を仰ぎます。

○議長(大岡育造君) 日程第四、右議案の審査を付託すべき委員の選擧を議題と致します。

第四 右議案の審査を付託すへき委員の選擧

○前田米藏君 本案は政府提出の、會計法改正法律案外四件の委員に、併せて付託せられんことを望みます。

〔「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長(大岡育造君) 動議の如く決しました――日程第五、關稅定率法中改正法律案第一讀會の續を開きます、委員長田中隆三君。

第五 關稅定率法中改正法律案 (政府提

出）第一讀會の續（委員長報告）

〔田中隆三君登壇〕

〔拍手起る〕

○田中隆三君　關税定率法中改正法律案の委員會に關して御報告を申上げます、此度の改正法案の主なる條項は、大約五つ許りに別れて居るやうに見えます、其第一は屢々私共の耳に障ります「ダンピング」、此度の法律ではそれを不當廉賣と稱して飜譯して居るやうでありますが、其不當廉賣を防止することに關する法律改正であります、是は御承知の通り世界の大戰爭は既に終熄致しましたけれども、是から之に續いた商賣上の大戰爭が起るだらう、又起らざるを得ぬ、商業上の爭覇戰は、必ずや相踵で起らんとして居ると云ふことの觀念は、世界中の國民の頭に在るのであります、而して此商賣上の戰爭に於て、實戰上の潛航艇にも比すべき恐るべき武器は、即ち此不當廉賣である、どうしても國策として之を防止すべき、或る法律がなければならぬと云ふので此改正案が出來たのであります、不當廉賣と申しまするのは、通常之を解釋致しまして、生産地の市場に於ける價格のそれより、我國に持つて參りまする所の運賃とか、保險料、其他諸經費を加へました其價格よりも尚ほ廉く此地に輸入する、又此地に於て販賣すると云ふことを、廣き意味に於ける之を不當廉賣と稱して居るのであります、斯う云ふ場合に此度の法律は、どう云ふ制裁を以て之を防ぐかと申しますれば、關税法に於て定めてありまする所の税額の外に――取るべき税だけを取つた外に、尚ほ其物の相當價格に、全體の物の代價に相當するまでの關税を、更に賦課することが出來る時と場合に依て、其内の二分の一を賦課することもありませうし、全部を賦課することもございませうし、色々ありませうが、兎も角も法律の上に於ては、其普通の關税の外に、尚ほ其物の價格に至るまでの高を增賦課することが出來ると云ふことが、此度の法律の所謂防止方法、さうなつて居るのであります、固より商賣人は、時と場合に依ては、或程度の損失を忍んで品物の處分をしなければならぬ、商賣人のみならず、生産者に於ても時と場合に依ては、其所謂廣き意味の正當價格よりも、廣く品物を捌かなければならぬと云ふことは、是は有勝の事でありまするから、單に唯今申上げましただけの所謂値段が廉いと云ふことで、此法律を適用すると云ふことはそれは大問題である、それ故に此度の法律には更に又條件を加へて居ります、其條件は、此不當廉賣に依て我國の重要なる産物、重要なる産業が危害を被るの虞ある時、危害を受けんとする虞ある時より、不當廉賣の外にさう云ふ條件があつて、始めて此法律を適用すると云ふことになつて居ります、又其條件の外に、手續の上に於て斯る重大なる事柄を、行政官の一存で以て決定すると云ふことは甚だ不穩當である、危い事であると云ふが故に、更に此不當廉賣調査委員會と云ふものを設けることになつて居ります、それは固より政府の御役人も、どつさり委員になられるでありませう、又民間の實業家も之に加はるのでございませう、色々な學者も之に加入せしめられるのでありませう、兎も角も更に此不當廉賣調査委員會と云ふものを組織せられまして、其委員會の決定に依て初めて政府が之を實行する、而して委員會に於て、此法律を適用するに就ては、今申上げる如く果して其不當廉賣が、我國の産業に危害を及ぼす虞れあるや否やと云ふことに依て定まる事でありまするから、斯る法律を制定した以上は、其法律に觸れるやうな不都合なる者が、容易にあるまいと思はれます、それから申上げろまでもない事でございまするが、此矢張不當廉賣防止に就きましては、獨り或物品を輸入する場合のみならず、既に輸入せられてある物でも、假令去年輸入した物でも、一昨年輸入した物でも、生産者なり、或は其支店とか代理店とか云ふやうなものであつて、其等の人の手に所持せられて居る物でございますれば、矢張今申上げました不當廉賣の場合に於て、此關税を適用することが出來るやうになつて居ります、一旦横濱或は神戸を通關した後は、後とでは不當廉賣をやつても構はぬと云ふやうな猾い考を起しても駄目だ、ちやんと其用意が出來て居ります、是は申上げるまでもない事であります、それから此法律を作りますに付ては、何か此場合に於て、政府に於て危惧する點でもあつて斯う云ふ危い事があるとか、斯う云ふ商略を講じて居る者でもあると云ふやうな意味合からして、斯う云ふ法律改正案が出たものであらうかと云ふやうな質問が、委員會に於ても亦相談會に於ても出ましたが、併ながら政府に於ては、差當つてどう云ふ虞れがあると云ふのではない、全く唯だ將來に於ける不當廉賣の防止、所謂表面上の意味で是が出來たものである、去りながら既に米國に於ても或は加奈陀に於いても、或は南阿、或は濠洲等に於ては、既に此種類の法律が出來て居る、又唯今英吉利に於ても、政府が輸出入取締に關する法律案と云ふものが提出せられて、議會の審議中である、必ずや是は法律となつて發布せられるのであらう、さう云ふやうに世界の大勢が何となく未來の商業上に先程申上げました、爭覇戰と云ふやうなもので色々焦慮する所あつて――懸念する所があつて、斯う云ふやうな詰まり豫防的の危險を防止する所の法律を、皆な創定することになつて居りますから、詰まり危いものを防ぐ爲めに、丁度まあ村正の刀とでも云ふやうなのが、即ち寶刀の錦の袋に納めて置くのか、棚へ上げて居るのか、分らぬけれども、兎も角も斯う云ふやうな大事な武器を法律の上にちやんと現はして置いて、所謂其不當廉賣者を取締つて行かうと斯う云ふのが第一條の趣旨であるやうであります――大眼目の一つであるやうであります、それから第二の改正案は是は最も簡單明瞭な事でありまするが、酒の種類に付ては增税をするのである、是は先達當議會を通過したる所謂酒造税に付て、大分多額の增税があります、又先年――此間程澤山でありませぬけれども、矢張法律が出まして、内地の酒造税に付ては、增税を實行せられて居るのであります、で此二回の增税がありましたからして、外國から入ります所の酒類に付て、税金を現在の儘にして置きますると云ふと權衡が取れませぬ、それ故に二回の内地の釀造――酒造税に付ての增額しただけの率を此度の關税に加へまして、さうして關税法の增率をしたのである、是は酒の事は皆さん十分御承知でございませうが、有ゆる酒の種類を擧げて、日本酒――支那酒、麥酒ベルモット、色々樣々のもの皆な容易ならぬ税を上げられることになつて居ります、酒の値段は屹度上るのでございませう、兎も角も澤山の箇條がございます、それから第三には此藥品です、殊に醫藥――藥の種類に付ての增税であります、是は藥は一國の存立上、又衞生上の見地の上に於て、人の生命の上からも頗る大事なものでありまして、增税などと云ふことは出來ずに濟めば結構でありますけれども、皆さん御承知の通り、藥品の大部分は獨逸からして輸入せられて居つたのであります、それが此戰爭が始りまして、全く輸入杜絶した爲めに、我が國民の苦痛と云ふものは容易ならぬ事であつた、値段は固より暴騰する、暴騰した上に、其藥品を得ることに付て尚ほ困難をする、随て或は吾々も不知不識極めて粗惡な藥品を服まされて、病氣など長引いたかも知れぬ、其輸入杜絶の爲に我が國民が非常な奮勵を致しまして、此製造に從事致しまして、で今日では其藥品を外國からして仰がなくても、宜いやうになつたのである、日本で自給自足することが出來るやうになつて參りました、併ながら日本と同じやうな運命に逢うた國が世界にも澤山ある、其中取分け亞米利加と云ふ國は、又矢張日本人と同じやうな苦痛に逢つた結果として、矢張此藥品製造に付て大々的規模を以て非常な生産をするやうになつて參りました、其結果として此米國等の藥品が、動もすれば我國の此市場を壓迫致しまして、日本の藥製造と云ふものが――折角興つた此藥製造が、或は非常な悲慘な事に逢ひはしないか、又頗る危い有樣になる、それ故にどうしても是は關税の保護に依て、此興つた所の醫藥の製造業と云ふものを、もう少し守立てゝ行かなければならぬと云ふ意味で以てからに、此度の增税と云ふものが出來て居ります、大體償の三割五分を以て關税とすると云ふやうなことになつて居ります、それから次に此改正は、是は最も世間で八ケ釜しい問題でありますが、染料「コールタール」染料、及其「コールタール」より分餾したる化學的生品、大分六ケ敷しい言葉でありますが、要するに矢張「コールタール」から段々色々な手續を經て化學的に拵へまする色々な材料がある、其等の物に付て矢張三割五分の課税をして、さうして輸入を防ぎ内地の生産を保護すると云ふのが、關税法の此度の改正の大眼目の一になつて居ります、是も醫藥品と矢張同じ事で、元と染料工業と云ふものは殆ど獨逸の專賣でありまして、日本へ入りまする物も、殆ど全く獨逸の生産品が入つて居るのであります、是が戰と共に止り、それが爲めに我國に於ても非常に難儀を致しまして、段々其製造の業が各地に興り、今日では大分立派な品物が澤山出來るやうになりました、唯た人造藍でございますとか、或は極く稀に使ふやうな特殊の染料に付ては、まだ及ばざる點もございますけれども、我々通常使ひまする所の染料と云ふものは、皆な我國の力を以て、所謂自給自足す

ることの出來るやうな運命に進んで參りましたのであります、そこへ持つて來て醫藥品同樣に、今度は亞米利加からして大分輸入がある、而も非常に廉い品物も我國の製品よりは惡いさうであります、惡いさうでありますけれども、價格が如何にも廉い爲めに、我國の市場は之が爲めに再び脅さるると云ふやうな現狀である、それ故に昨年の議會に於きましても、鈴木錠藏君から御提案がございまして、染料保護の爲め關税改正に關する建議案と云ふのが出まして、諸君滿場一致を以て御決議になつて居るやうな次第であります、是はどうしても或る程度の保護を加へなければならぬと云ふことは、明瞭な事でありますから、此度の改正を機として、矢張三割五分の税を課すると云ふことになつたのであります、而して此「コールタール」染料に付て課税すると云ふことになりますと云ふと、其染料にまで至る間の中間物に付ても、亦僅かの加工に依て染料に變化し得るものでありますからして、是に就ても課税をしなければならぬと云ふので、矢張是も三割五分の課税をすることになつて居ります、唯だ茲に一つの問題は「コールタール」染料の一種に人造藍と云ふものがある、人造で以て殆ど純粹なる良い藍を造るのださうであります、英語では之を「ヒューア、インヂゴー」と稱して居るさうであります、此人造藍と云ふものは、中々製造に就て六ケ敷いものと見えまして殊に專賣中の專賣で獨逸が殆ど獨占して居つたやうな品物でありますが、戰と共に全く之が入らなくなつてしまつた、さうして又我が國民が、不思議に人造藍に就て趣味があると申して宜しうございませうか、大分是でなければならぬと云ふやうな考を持つに至つた、其香が好いとか色合が好いとか云ふことで、人造藍と云ふものが中々好かれる、戰爭中は來なかつた爲めに已むを得ませぬけれども、既に戰も熄て、輸入が出來ると云ふことになりますれば、之が續々輸入されると云ふやうな運命になるかも知れぬ、所が此品物は諸君御承知の通り、腹懸であるとか、股引であるとか、紺足袋であるとか云ふやうな詰まり盲縞、其他久留米絣であるとか、或は一般縞織物であるとか云ふやうな物、殊に綿織物のやうな庶民階級の需要する物に、皆な用ゐられるのでありますから、此物に高き税を賦課して、それが爲めに物價を昂騰せしむると云ふ事は、餘程考へものであると云ふので、委員會に於ても、大分六ケ敷しい議論がありました殊に唯今の所政府の說明に依りますと、此製造に成功したのは日本染料會社である、所が其染料會社は、御承知の通り八分の利益の保護を政府からされて居るのであります、如何に缺損しても政府は其缺損を塡めて、さうして會社では八分の配當が出來るやうにしてあるのであります、ありまするからして、特に關税に依て保護する必要は無いぢやないかと云ふやうな議論が、更に一層强かつたのでございます、併ながら又他の一面に於ては、此人造藍に就ては餘り之が餘計用ゐられるやうになつて參りまして、他の一方に於て折角發達し來つた所の硫化染料の方が、又打擊を受けるやうなことになりますと、前刻申上げましたやうに、「コールタール」染料の方に保護をして引上げやうと云ふ際に、片方からして人造藍が入つて來て、「コールタール」染料の方に打擊を與へるやうなことになりますと困ると云ふやうな點もあり、種々考慮を盡しました末、結局此唯今の税は、百斤四十圓と云ふことになつて居ります、此百斤四十圓と云ふものは、現在の價格に比較しては隨分廉す過ぎる、元と四十圓の税額を定めました時は、約價の二割と云ふやうな意味で、是は出來たものであると云ふことも分りましたので、兎も角も此際に於て前の精神を酌んで、さうして從價二割と云ふことにすれば、初めて雙方の意味が通ずる、一般庶民階級の方の需要關係も斟酌する、又法律制定の趣意も立つ、硫化染料に關係を及ぼすと云ふ事情も、幾らかそれに依て緩和することが出來ると云ふやうな意味をずつと加味致しまして是は原案には三割五分とありましたけれども、二割と云ふことに修正することに致しましたのであります、それから今一つ染料の中間物に就て議論が起りましたのは、石炭酸の税のことであります、石炭酸は原案には現狀の儘据置くことになつて居りますけれども、石炭酸を製造する方の側からは、矢張三割五分の課税をして、保護して貰ひたいと云ふやうな希望があるやうであります、此點に就て段々研究をして見ましたけれども、如何にも我國今日に於て石炭酸を製造する費用が、大變高いのであります、是等は會社の祕密に關する事でございます、懇談會を開きまして、祕密會的に製造會社の內幕等を政府委員から詳しく伺ひました、要するに今日では、日本で出來る石炭酸の原價は大分高くなる、外國から輸入する物の倍近く掛ると云ふやうなことで、ありますので之を課税に依て保護しやうとしても、どうして十割以上の課税をしなければならぬと云ふやうな事が分りましたので、御承知の通り中々疫病毒防止の爲めに缺くべからざる石炭酸でもあります、又石炭酸と云ふものは、先程來申上げました染料等に關して、缺くべからざる物である、又我國に於ても獨特の技術を持つて居る下瀨火藥の如きは、是が無ければ出來ない色々の關係に於て此價格を急に引上げるやうな政策を執ることは、穩當ならざるものと認めまして、兎も角も此石炭酸のことは、殘念ながら現狀の儘に据置くと云ふことに決定致しましたのであります、それから次の改正は原料――色々な物の原料を無税にすると云ふのであります、此方は產業奬勵保護の爲めに、固より何人にも異議ないことで皆な歡迎せらるることと思ひます、中々各般の種類に涉りまして、一寸摘んで勘定して見ても三十五六種もありましたか、兎も角も數十種の種類に付て、税を皆な免除すると云ふのでございますからして、是は何人も異議は無いのでございましたが、唯だ一つ其中に甘草を無税にすると云ふことがある甘草と云ふ物は、色々な子供が舐ぶると云ふこともあるか知りませぬが、其樣なことは措きまして、今日では此の甘草から甘草越幾斯を取りまして、其の越幾斯は色々の藥品になる、又我々が日常使つて居る醬油などに甘味を著けるのも、甘草越幾斯であるさうです、內地の需要のみならず、外國までも之れを輸出するやうなことに、なつて居るのであります、大事な一の產業でありますから、成るべく原料を安くして之れを保護しやうと云ふのである、此の點は至極結構で異議はありませぬが、唯だ一つ茲に我れ我れ考慮を要しなければならぬ事は、遠く滿蒙の地に奮鬪して、殖產興業に熱心なる方々の中に日本の方がある、詰まり日本人が滿蒙の地に踏込んで、此甘草越幾斯と云ふものゝ製造に色々苦心して、今日では一種の生產品になつて居ると云ふことであります、所が今度內地の方の製造業者が、此甘草の無税に依て特別恩惠に與かると云ふのに、さう云ふ不毛の地に踏込んで難儀をして居る人が、それが爲めに大打擊を受けると云ふことは考へものだと云ふので、此雙方の間を斟酌致しまして、現行法では甘草越幾斯の輸入税が二割になつて居りますけれども、それを下減して、一割にすると云ふことに修正致したのであります、それは御手許に廻つて居ります[illegible]に載つて居るのであります、詰まり甘草の無税の結果として、甘草越幾斯の税を半減すると云ふ[illegible]になつたのであります、それからもう一つ此場合に於て申上げて置く方が便利と思ひますが、石油を無税にする、此度の原案には重油と稱すべき[illegible]に關する油に付ては直接燃料のものに付ては無税にすると云ふやうになつて居ります、重油のみならず、更にもつと廣い意味の礦油、或は石油にしても、或は輕油にしても、さう云ふやうな物を、皆な無税にしてはどうかと云ふやうな御質問も、委員の間にございましたが、併ながら御承知の通り石油――世界の石油業と云ふものは、殆ど一二の會社に獨占せられて居るものでありまして、此產業が我國に於て聊かでも衰微すると云ふやうなことになりますと、外國市場より受くる壓迫と云ふものが恐ろしい、どうしても是はもう少し我國に於て、保護政策を執らなければならぬと云ふ意味合に於て、礦油に關する税率は、唯今政府の改正案に現はれて居りまする直接燃料を無税とすると云ふ事の外は、現狀の儘据置くと云ふことに定めましたのであります、それから大體は改正案の要點として御報告申上げる事は、そんな樣なものでございますが、委員會に於て、一の希望條件と云ふものが決議されたのであります、それは斯う云ふのであります、讀みます「政府は速に戰後に於ける列國工業政策の變遷に鑑み之に順應して我國產業の發達を圖るに適當なる關税政策を確立せられむことを望む」斯う云ふ希望條件であります、是は既に政府の說明を聽きましても、委員諸君の色々な御希望等に依りましても、此度の關税改正と云ふものは極めて狹い意味で、戰後に於ける列國商業上の變遷に鑑みて、根本的大改正をすると云ふ改正案ではないので、それは一體どう云ふ譯かと申しますと、政府では今日の此商業上の關係は、未だ戰爭は終つたと云ふものゝ、經濟狀態と云ふものは、未だ矢張戰爭の引續のやうなものであつて、此經濟狀態は、何時如何なる變化をするかも分らないのであるからして、此際大改正をする時機ではない、もう少し經濟社會の安定を待つたら宜からう、待つた上で大改正をするのが、時機を得たものであらうと云ふやう

な御考であるのであります、併ながら委員會中に現れました事項に依りましても、或は曹達工業「グリセリン」鹽酸加里であるとか、鐵であるとか、亞鉛とか窓硝子とか紡績機械とか高梁とか、色々な物に付て色々な意見もございまして、而して其等の事柄に就て、政府に於ても十分に考慮中のものもあり、又偶々此法律を提出する時に、先達てまでは――去年までは戰後の大影響を受けて殆ど寂滅せんとするやうな仕事であつても、偶々此節小康を得て、どうやら斯うやら收支相償つて居るやうなものもあるので、其等のものは今度の改正から省かれたのである併ながら是は餘程考へものであつて、此調査と云ふことは成るべく早く進めて、無論それを進める爲めに相當の機關も要りませう、十分な經費も使はなければならぬでございませうが、さう云ふ事に頓著なしに十分に調査を進めて、方針を早く確定して、產業政策の根本を一つ定めて貰ひたい、昨年の議會に於ても、私共からも基礎工業の保護に關する建議案を出したのでありますが、其際にも說明したやうな次第で、兎も角も政府の調査と云ふものは、非常に手間取つてまどろつくて堪らぬのである、暴風が起つた木が倒れやうと云ふ際に、學者を傭うて來て風の速力を計つて見たり、何米突の暴風に對抗するには何寸角の物が宜いとか、丸太が宜いか愚圖々々言つて居る中に其木は皆な根こそぎ倒れてしまうと云ふやうな事が再々ある、此調査の手間取ると云ふことは甚だ遺憾でございます、それ故に希望條件にあります「政府は速に」と云ふやうなことは、中々是は大事な意味であつて、兎も角出來るだけ急いで全般に渉る改正案のことに就て、十分考慮して戴きたいと云ふのが、此希望條件の意味であります、之に就ては種々な參考材料等も戴きましたので、精しく御報告を申しますると、二時間や三時間で濟みませぬ、それ故に極めて大雜駁に大體のことだけを御報告申上げまして、此報告を了へます、此修正案に就ては、委員全體一人の異議なく、又政府に於ても快く御同意になつたのでありまするから御手許に差上げてありますやうな修正案に、どうぞ御贊成を願ひます（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　本案の二讀會を開くや否やを諮ります。

〔「二讀會を開くに異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　異議なければ直に二讀會を開き、議案の全部を議題と致します――二讀會を開きます。

○前田米藏君　直ちに本案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して、委員長報告通り、即ち委員會に於て修正議決の通り可決確定せられんことを望みます

〔「贊成々々」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ直ちに二讀會を開きます。

關稅定率法中改正法律案　第二讀會（確定議）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ三讀會を省略して委員長報告通り可決確定致しました――日程第六、古墳發掘法案第一讀會を開きます、提出者小西和君。

第六　古墳發掘法案（小西和君提出）

第一讀會

古墳發掘法案

古墳發掘法

第一條　本法ニ於テ古墳ト稱スルハ玉鏡刀劍土器石器石棺及人骨類ヲ包有スル場所ヲ謂フ

第二條　古墳ハ學術ノ研究ヲ目的トスルトキニ限リ之ヲ發掘スルコトヲ得

古墳タル由緒判明セサルモノト雖其ノ形狀ニ依リテ古墳タルコトヲ推定シ得ヘキ場所及古墳タルノ口碑傳說アル場所亦同シ

第三條　古墳ヲ發掘セムトスルモノハ豫メ地方長官ニ具申シテ其ノ認可ヲ受クヘシ

第四條　地方長官ハ古墳ノ發掘ニ關シテ必要ナル行爲及施設ヲ命シ又ハ一定ノ行爲ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得

第五條　第二條若ハ第三條ノ規定ニ違反シテ古墳ヲ發掘シタル者又ハ第四條ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

附　則

本法施行ニ關スル必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔小西和君登壇、拍手起る〕

○小西和君　古墳發掘法案の理由を簡單に申上げます、古墳は我先人祖先の遺骸が、長へに安らけく眠つて居る場所であります、我々後人子孫が、此古墳に對して十分に尊敬の念を拂ひ、且つ幾久しく之を保存することに努めなければならぬものと思ひますのみならず、古墳は考古學、人類學などに取りまして、甚だ貴重なる研究の材料となるものであります然るに近來是等の古墳を濫りに發掘を致しまする者が少からぬのでありまして、其發掘を致しまするに付ても、先人祖先に對する尊敬の念など丶云ふことを殆ど度外に措きまして、無暗に之を發掘致しまする者が少からぬのであります、甚しきに至りましては、營利を目的と致して、古墳を發掘して其中に包有されて居ります所の貴重なる玉であるとか、劍であるとか、是等の物を取りまする者も段々有るのであります、是等は甚だ遺憾な事でありますから、茲に古墳發掘に就て然るべき取締を致したいと申しますが本案の理由であります、それで此法案の骨子とも申しまする點は、古墳を發掘しまする場合には當局者の認可を得なければならぬ、而して當局者がそれに認可を致しまする場合には、相當の條件を付ける其條件の主なるものは、古墳發掘に付ては、或は祭典を營むとか、若くは法會を營むと云ふが如き方法に依て、先人祖先に對する尊敬の念を失はないことに致し、又實際發掘致しまする場合にも、相當の敬虔の念を以て之を發掘することに致したい、斯樣に存じますのであります、歐羅巴邊に於きまして古墳を發掘致します場合には、別に歐羅巴の學者が古墳に對し尊敬の念を以て發掘するなどと云ふことは無いやうであります、併ながら我日本の古墳を我々が發掘致しますのは、歐羅巴人が埃及亞剌比亞方面に於ての古墳を發掘致しまするのとは、大に趣が違ひまして、異人種が異人種の古墳を發掘するか如き譯に、我々は倣ふことが出來ないのであります、祖先に對し、先人に對しての古墳を發掘致しますることでございますから、唯今申上げましたやうな相當の尊敬の念を拂ふと云ふことに致したい、又之を永久に保存することに於て、遺憾なき方法を立てたいと申すのが本案の理由であります、本案は昨年帝國議會を通過致した所の、名勝史蹟天然記念物保存法の姉妹法とも申すべき關係を持つて居るものであります、幸にして御審議の上御協贊を與へらる丶ならば、望外の仕合であります（拍手起る）

○前田米藏君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長（大岡育造君）　其如く決しました――日程第七、第八の議案は、提出者同一なるに依り、一括議題と爲すに御異議はありませぬか。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　御異議なきを以て一括議題と致します。

第七　四國循環鐵道完成に關する建議案（原田佐之治君外十七名提出）

四國循環鐵道完成に關する建議案

四國循環鐵道完成に關する建議

政府は四國循環鐵道中德島縣下小松島町より日和佐町牟岐町高知縣下安藝町を經て後免町に至る阿土南海岸線及愛媛縣下八幡濱町より宇和島町高知縣下中村町を經て須崎町に至る土豫西海岸線を建設し以て四國鐵道海岸線を完成し運輸交通の發達を促進せしめられむことを望む

右建議す

第八　阿豫鐵道池田川之江線敷設に關する建議案（原田佐之治君外十七名提出）

阿豫鐵道池田川之江線敷設に關する建議案

阿豫鐵道池田川之江線敷設に關する建議

阿豫鐵道池田川之江の鐵道敷設は四國四縣の運輸交通を連結し以て之を敏活にし利用を完からしむるに最有利有望にして緊急切要なるものと認む仍て政府は速に之か敷設の計を立てられむことを望む

右建議す

○岡田榮君　本案は極めて簡單でございますから、此席から御許を願ひたい。

〔「登壇々々」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　一寸御待ちを願ひます、岡田榮君の說明を希望致します。

○岡田榮君　此席より御許を願ひます。

○議長（大岡育造君）　登壇を願ひます。

〔岡田榮君登壇拍手起る〕

○岡田榮君　本建議案提出の理由は、既に昨年本會に於きまして滿場一致御贊成を得た、所謂四國循環線の一部であります、御承知の如く松山八幡濱間及高松德島間は、既に政府が建議の趣旨を容れたのでありますが、其殘りでありまする本建議案の線路、即

ち徳島縣下小松島町より日和佐町、牟岐町、高知縣下安藝町を經て後免町に至る線、及愛媛縣下八幡濱町より同縣下宇和島町、高知縣下中村町を經て須崎町に至る線が、即ち本建議案經路であります、此線が完成致しましたならば、即ち四國循環線路が完成する譯でありまするから、速に之を建設せられて、さうして四國循環線の完成を期したいと云ふのが、本建議案の趣旨であります、いづれ詳しいことは委員會に於て申上げまするから、どうぞ御贊成を得たいのであります(拍手起る)

○議長(大岡育造君) 日程第八河上哲太君。

〔河上哲太君登壇〕

○河上哲太君 本案は徳島縣池田より愛媛縣川之江に至る鐵道を、速に建設して戴きたいと云ふことの極く簡單な建議案でございます、此線路は嘗て鐵道敷設法改出案の問題がありました時に關係致しまして、皆さんに線路の意義を申上げた機會があつたと思つて居りますが、此線路は單に徳島縣及愛媛縣の聯絡を取ると云ふ意味ではございませぬで、四國、九州、殊に徳島方面から、既に政府が計畫致して居ります、愛媛縣八幡濱方面に參ります線が出來ましたならば、徳島縣高知の方面から九州と聯絡を取ります上に於て、非常に重大なる意義を持つて居る線路でございまして、距離は僅に十八哩でございますけれども、意義は先程岡田君が御説明になりました循環線と共に、四國の鐵道線路の効力をして、最後の工程を成さしむると言つても宜い程の重大の意義があるのでありますから、どうかいづれ詳しい事は委員會に於て申上げますが、滿場一致御贊成あらんことを希望する次第でございます(拍手起る)

○前田米藏君 日程第七第八は一括して、議長指名の九名の委員に付託せられんことを希望致します。

○議長(大岡育造君) 動議の如く決しました――日程第九、森隈鐵道速成に關する建議案を議題と致します、提出者原田十衞君。

第九　森隈鐵道速成に關する建議案(原田十衞君外四名提出)

森隈鐵道速成に關する建議案

森隈鐵道速成に關する建議

本鐵道は熊本縣菊池郡隈府町に起り阿蘇郡北小國村字宮原を經て大分縣玖珠郡森町に達し久大線に接續する線路にして交通の發達産業の振興上必要なる線路なりと認む依て政府は速に之を建設すへし

右建議す

〔原田十衞君登壇、拍手起る〕

○原田十衞君 森隈鐵道速成に關する建議案の提出の理由を申述べます、此鐵道は熊本縣下菊池郡隈府町に起り、肥後豐後の國境兵戸峠を越えて大分縣日田郡上津江に入り、再び熊本縣に出でゝ阿蘇郡北小國村字宮原を經て、大分縣玖珠町南山田村に入り、森町に至つて久大線と聯絡する、三十八哩四十七鎖の線路であります、此經路は嘗て豐肥線の比較線として踏査されたこともありますし、又私設鐵道として實測されたこともあるのでありまして、頗る有望なる線路であるのであります、而して此地方は古來最も林産農産、畜産等の豐富なる處でありますが、近年又各種の鑛物も少からず發見されて居るのであります、併し何分にも非常に交通不便の地方でありまするが故に、是等の産物も殆ど搬出するに由なく、木材の如き筑後川の溪流を利用して纔かに、之を搬出して居るやうな狀態であります、幸に此線路が完成致しますれば、熊本縣の寶庫と稱せらるゝ廣袤十七方里を有する南北小國の兩村、及大分縣に於きましては吉野とも稱せらるゝ、日田郡の上中津江の大森林も之に依て開發せらるゝし、又最近發見されました所の、數千町歩に亘る涌蓋山の大鐵鑛も開發されるだらうと思ふのであります、要するに此鐵道は熊本、大分兩縣に亘る無盡藏の寶庫を開くに、最も必要なる線路と信ずるのであります、是が即ち本案を提出致しました所以でございます、何卒御贊成の程を希ふ譯であります(拍手起る)

○前田米藏君 本案は議長の指名を以て九名の委員に付託されんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 動議の如く決しました――日程第十、廣幅織物課税免除に關する建議案を議題と致します、提出者武藤金吉君。

第十　廣幅織物課税免除に關する建議案(武藤金吉君外一名提出)

廣幅織物課税免除に關する建議案

廣幅織物課税免除に關する建議

政府は織物の幅鯨尺一尺八寸長六丈以上のものに對しては織物消費税を免除すへく法律を改正せられむことを望む

右建議す

〔武藤金吉君登壇、拍手起る〕

○武藤金吉君 廣幅織物課税免除に關する建議案提出者と致しまして、極めて短かく説明を致します、第一に廣幅織物を奬勵致しまして、現在の九寸幅二丈八尺乃至三丈の織物を一尺八寸の幅長さ六丈以上連續して織りまする織物に對して、課税免除を致したいと云ふのが大體の趣意であります、是はどう云ふ理由かと申しまするると、需要者の不經濟を除くことが出來るのであります、現在の織物は、一人の男女大人小供を問はず一反要りますものが、廣幅制度に致しますると、四反ありますれば五人分を賄ふことが出來ます、即ち六千萬の我同胞に對しまして一人一反づゝ要るものと致しますと、廣幅に致しますると、一千二百萬反の節約が出來るのであります、約二割需要に於て經濟が出來るのであります、又之を製造する方を見ますると此織方總ての點仕上げ染め等に付きまして、約二割の工費及徒勞を省くことが出來るのであります、廣幅制度を實行致しますると、需要及製造の方面に於て、約四割の節約が出來る計畫になるのであります、而して日本の國の織物は、どれだけ出來て居るかと申しますると、大正六年度の統計しか持ちませぬが、大正六年度に於きましては、實に六億九千七百六萬二千百十三圓に此の總製造額がなつて居ります大正七年度八年度は、少くとも此三四割の價格の上に於て增加して居る、又同年度の輸出織物額は、絹織物木綿織物其他麻織物毛織物等を入れますと輸出織物の額は二億六千二萬三千七百八十四圓の輸出を致して居ります、是亦大正七年度八年度に於きまして、約四五割の增加を致して居るのでございます、日本の國は御承知の如く內に於きましては養蠶製絲又外から輸入する綿絲、紡績等、日本の國產は少くとも纖維工業を以て、立國の基礎としなければならぬのである、然るに我國の今日の被服の狀態を見ますると世界中類例の無い所の此製造方法を以てやると云ふことは、此世界が總て戰爭に於て改造を見て經濟的の發展を爲す上に於て、日本の服裝のみが獨り一部落を成して居ると云ふことは、洵に概歎に堪へない次第でありまして既に識者は十數年以前より此實行方法を迫つて居りますが、未だ妙案が無いのであります、我帝國は內に於て需要に於て製造に於て、此經濟方法統一と同時に、此世界の共有的の纖維工業を輸出しまして、世界の十七億の民衆の衣服を作ると云ふ我日本帝國が貼が出す、更に言葉を換へて申しましたならば絹綿で世界の十七億の民衆を皆な纏ると云ふ程の、(拍手起る)決心を以つて此纖維織物の免除に關する所の方法を、政府に於て案出せられんことを望む次第であります、就きまして私は茲に最近に於ける織物課税の各種の比較表、及此製造比較の統計及全國に於ける力織機及手織機、總ての統計を茲に持つて居りますから、議長の御許を得まして、此速記錄に添へることに致して置きます、大體簡單に説明致しまして、諸君の御贊成を仰ぐことに致したいと思ひます(拍手起る)

○前田米藏君 本案は議長の指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君) 動議の如く決しました、日程第十一、木津川治水に關する建議案を議題と致します、提出者長田桃藏君。

第十一　木津川治水に關する建議案(長田桃藏君外二名提出)

木津川治水に關する建議案

木津川治水に關する建議

政府は速に相當の計畫を立て木津川の改修を爲さむことを望む

右建議す

〔長田桃藏君登壇、拍手起る〕

○長田桃藏君 木津川治水に關する建議案の説明を簡單に致します、此建議は政府に速に相當の計畫を立てゝ、木津川の改修を爲さんことを望むと云ふのが目的であります、此目的は第四十一議會の請願委員會に對して、地方の人民から請願を致し、院議で御採擇になりましたものと同一の趣旨であります、又第四十一議會に於ては建議案として現れて、是亦院議で可決せられたものと同一の案であります、隨て此案に建議の理由を演述する必要はございませぬと考へますから、其理由は之を除きます、即ち此理由書に記載してありますから之を除きます、唯だ一言御聽を願つて置きたいと存じますのは、第四十一議會建議案委員會の決議錄を見ますると、此案に對して政府は非常に同意を致して居ると云ふ事であります、各派から選ばれました委員諸君が、擧つて此木津川治水は、現在繼續して工事を致して居る所の

淀川の狩補工事と、併せて共に行ふべきものなりと云ふ意見であります、而も其以上に更に此木津川の流出する所の土砂が、淀川の流域に非常な害を加ふるものであるからして、木津川上流に於ける土砂の扞止事業、砂防工事、其他の土砂の扞止事業に對しては、政府は非常に力を用ゐて、速に之が豫防の設備を致すやうにと云ふことの條件を附加して、決議をせられたことであります、政府は之に對して非常に同情を致した結果、兎に角木津川の改修工事に對する費用が、どれ位要るかと云ふことの調査を要するし、又京都府の其費用に對する負擔歩合を調査する必要もあるから、大正八年度より是が調査をすると云ふことを言明せられて居りまして、事實今日まで政府は是れが調査を致して居りましたのであります、此一月に其調査が了つたと云ふことで、派遣せられた技師も東京に引揚げられたと云ふことを聞及んで居ります、隨て地方民は、必ず本期議會に是が豫算等が現れること丶期待して居りました所が、本年の豫算には是が現れて居りませぬので、地方民は非常に心配を致して居ります、殊に大正六年七年と云ふが如き大慘害、天下の同情を集めた彼の災害か時と共に國民の記憶から忘れられつ丶、其同情が消え行くやうなことは無からうかと云ふことが地方民の堪へ難き苦痛であります、詳しくは委員會に於て說明を致しまするが、總て御同情を賜つて居ります案であります、地方民の此堪へ難き苦痛を能く御諒解下さいまして、是非此案を昨年と同じく、御贊成を賜はらんことを切望致す次第であります(拍手起る)

○前田米藏君　本案は議長指名を以て、九名の委員に付託せられんことを望みます

○議長(大岡育造君)　動議の如く決します、日程第十二、福井縣三國港築港に關する建議案を議題と致します、委員長熊谷五右衞門君

第十二　福井縣三國港築港に關する建議案
(熊谷五右衞門君外四名提出)
(委員長報告)

「熊谷五右衞門君登壇、拍手起る」

○熊谷五右衞門君　福井縣三國港築港に關する建議案委員會の模樣を御報告致します、委員會に在りましては、委員諸君と政府委員と質問應答があつたのでありまして、本案は既に四十議會、四十一議會に於て諸君の御贊成を得て、本院を通過致してあるのであります、委員會に於ては質問應答の末、淺野順平君の動議に依て、政府に向つて此調査を希望すると云ふ意味を附しまして、全會一致を以て可決致した次第であります、何卒諸君の御贊成を願ふ次第であります(拍手起る)

○前田米藏君　本案は委員長報告の通り可決せられんことを望みます。

○議長(大岡育造君)　御異議ありませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(大岡育造君)　御異議ないと認めます、仍て可決したることを宣告致します、此場合加藤定吉君より、西伯利出兵に關し、緊急質問を致したいとの要求があります、此際日程を變更して之を許可するに御異議ありませぬか。

「「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(大岡育造君)　御異議がなければ之を許可するに決します、加藤定吉君。

西伯利出兵に關する緊急質問

○加藤定吉君　陸軍大臣の出席を求めます。

○議長(大岡育造君)　陸軍大臣は病中であります。

「加藤定吉君登壇、拍手起る」

○加藤定吉君　私の質問は三點であります、第一に西伯利出兵の目的は、最初は「チェック」援助と云ひまして、其次には西伯利の秩序を維持する、更に鐵道の保護、又今回元の「チェック」援助と云ふことに戾つて參つたのでありますが、我々の考と致しますと、此出兵は結局撤兵を致さなければならぬと云ふ意味を以ちまして、是まで豫算總會或は本會議に於きまして屢々政府に質問を致しました所が、政府は常に考慮中と云ふことを以て、御答辯になつて居りますのでありまするが、本日東京朝日新聞の記事に依りまするると、愈々今回は政府も撤兵の廟議を決められたと云ふことでありまして、其撤兵の順序として第一期には戰線整理を行ふ爲め、直ちに黑龍州の撤兵を實行し、第二期に於ては「チェック」歸還輸送援助終了次第、後貝加爾方面の撤兵を行ふに至るべく、第三期沿海州方面の撤退は、地理的關係より自衞上頗る重要のものなれば、更に其の時の形勢に鑑み適當の時機を選定するに至るべし、斯う云ふことになつて居るやうに記載してありまするが、是は事實如何でありまするか、是が第一であります第二には朝鮮に接近して居る或地點に於きまして、我西伯利出兵軍が多大の損害を受けたと云ふことが先月下旬以來風說に上つて居るのでありまして、之に對して豫算總會でありましたか、或議員が政府に質問致しました所が、政府は斯の如き事無しと云ふ御答辯になりました、然るに是も今日の東京朝日新聞の記事に依りますると、一月下旬以來本月の二十三日に至るまで、我軍が過激派軍の包圍攻擊に陷つて居ると云ふことの記事か記載されてあります、結局我軍隊と過激派と衝突し、我軍隊は多大の損害を受けたとの風說盛んであると云ふことが載つて居ります、更に又東京日々新聞の本日の記事には、「スーチャン」方面で、殆ど六百名が過激派の襲來に遇つて全滅したと云ふ報知があるのであります、是は前に御取消になつて居るのでありますけれども、今日兩新聞に斯の如き事が記載されてありますると、前日の御取消の御言葉と云ふものを、我々は甚だ疑ふのであります、是は非常に重大な問題でありまするから、此事も詳細に實狀を伺ひたい、第三には高田の增遣隊が浦潮まで參つて居りまして、彼れから先きに、輸送の關係總て丶出發することが出來ないと云ふことが、先日來の新聞に載つて居ります、既に派遣軍の一部に於て、前申上げる如き非常に危險なる狀態があるとしますれば、他の方面——後貝加爾、若くは沿海州、黑龍江州、其他の方面に於ける我派遣軍の現在の位置と云ふものが、果して安全であるかどうか、此點も非常に我々は心配して居るのであります、それ故に此各方面に於ける現在の我が軍隊の位置如何、過激派の我軍に對する思想若くは現在の行動と云ふものは、如何なるものでありまするか、是も詳細に伺ひたい、此三點に就きまして、政府の十分なる御答辯を希望致します(拍手起る)

○議長(大岡育造君)　山梨政府委員。

「政府委員山梨半造君登壇」

○政府委員(山梨半造君)　今の御問に御答致します第一は「アムール」を第一に撤退し、後に後貝加爾を撤退し、次に烏蘇里を撤退するが、烏蘇里の撤退はまだ目下其時期が分らぬ、それが眞實であるなと斯う云ふことであります、さう云ふ計畫は今無いのであります、唯だ其中で黑龍の一部分は、是は守備の關係上其の守備を撤して、或る必要地點に兵力を集中する、此の計畫がありまして、政府も是れは時宜に適したものとして、それに同意を與へた次第であります、第二の二十三日以來、或る地方で、日本軍が過激派軍の包圍攻擊を受けた、又「スーチャン」方面では、過激派軍の爲めに我軍が六百名全滅されたと斯う云ふことでありますが、之れに就いては何等の報告も得て居りませぬ、第三の御問の高田の增遣隊が浦潮方面より輸送が出來ない、それで此黑龍後貝加爾、並に烏蘇里方面が危險であるのに、なぜそれを送らぬかと斯う云ふことでありまするが、高田の部隊を浦潮方面に集結をして、それより北進並に西進せぬと云ふことは事實であります、是は其必要があつて彼處に留めた次第であります、それから「アムール」方面に於ての過激派が跳梁して居るかの如き何でありまするが、是は過激派軍が跋扈して居ると云ふことは、未だ其報告に接せぬ次第であります、「アムール」方面では革命は起りましたが、其革命者と日本軍との協調は、至つて穩かに著いて居る次第であります、後貝加爾の如きは、未だ何等の革命も起つて居りませぬ、烏蘇里の一部分には革命が起つて居りまするが、矢張其革命者と日本軍との協調は穩に著いて居つて、何等の爭鬪を起して居る次第ではないのであります。

○議長(大岡育造君)　日程第十三、第十四は、委員長より延期の申出があります、許可するに御異議はありませぬか。

「「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり」

○議長(大岡育造君)　御異議なければ之を許可いたします——日程第十五乃至第二十九は請願特別報告なるを以て、例に依り一括議題と爲し、委員長の報告を求めます——委員長清崟太郎君……清崟太郎君

第十五　(特別報告第三十一號)小學校教員退隱料及遺族扶助料增額の請願外二件　(委員長報告)

第十六　(特別報告第三十二號)盲啞教育令發布の請願　(委員長報告)

第十七　(特別報告第三十三號)義務教育年限を八箇年に延長の請願
(委員長報告)

第十八　(特別報告第三十四號)石北線分岐點を比布驛と爲すの請願
(委員長報告)

第十九　(特別報告第三十五號)不具廢疾將

校及准士官無賃乘車の請願外二件　（委員長報告）
第二十　（特別報告第三十六號）豐州線幸崎驛より佐賀關町へ支線敷設の請願　（委員長報告）
第二十一　（特別報告第三十八號）加茂臨港輕便鐵道敷設の請願　（委員長報告）
第二十二　（特別報告第三十九號）浦本村に停車場設置の請願　（委員長報告）
第二十三　（特別報告第四十號）國分岩川間鐵道敷設の請願　（委員長報告）
第二十四　（特別報告第四十一號）社村に停車場設置の請願　（委員長報告）
第二十五　（特別報告第四十四號）文官恩給遺族扶助料及學校職員看守退隱料並遺族扶助料增加の請願　（委員長報告）
第二十六　（特別報告第四十六號）田畑地價特別修正の請願　（委員長報告）
第二十七　（特別報告第四十六號）明治四十一年法律第三十七號中改正の請願　（委員長報告）
第二十八　（特別報告第四十七號）黑石稅務署復舊の請願　（委員長報告）
第二十九　（特別報告第五十七號）小學校教員退隱料及遺族扶助料增額の請願　（委員長報告）

〔淸崟太郎君登壇〕

〔拍手起る〕

○淸崟太郎君　請願委員會の御報告を致します、日程十五以下二十九まで、件名の朗讀を省略いたしますが、悉く採擇と決しました、而して日程第十五の小學校教員退隱料及遺族扶助料增加の請願に就きましては、政府に於ても全然同感でありまして、近く是等の實行を圖ると云ふことであります、又日程第十七の義務教育年限を八箇年に延長の請願も、時勢の進運に伴れまして、實施すへき事柄であると云ふ政府の意見であります、併し何時から實行するかと云ふことに就きましては相當の準備を要る、即ち教員の養成とか教育費の負擔等に就ての考慮も致さなければならぬ、相當の準備も要りますから、何年と云ふことは今明言は出來ないが義務教育の延長と云ふことに就ては、政府に於ても議論は無いと云ふことであります、先づ主なるものは此二つでありまして、總て斯の如き譯で採擇と決した譯であります、此段御報告申上げます。

〔拍手起る〕

特別報告第三十一號

意見書

請願文書表第二二二號

學校教員退隱料及遺族扶助料增額の請願　秋田縣山本郡能代港町大町二番地平民元小學校教員熊谷直秀外二十六名呈出（紹介議員町田忠治君）

同　第三八二號

同上　滋賀縣大津市松本三百五十八番屋敷士族無業元小學校訓導志賀濤熙外二十五名呈出（紹介議員西川太治郎君）

同　第四〇一號

同上　青森縣弘前市大字長坂町十一番地士族無業元小學校訓導相馬保之進外十七名呈出（紹介議員伊東重君）

右請願の要旨は輓近に於ける物價騰貴の結果は在職中の俸給率比較的低位なるを以て中產階級以下の學校教員の退隱料及遺族扶助料享受者は元教員たるの體面を維持し得るや否は問題に非すして今日は唯飢餓と戰ひつつあるの狀態にあり特に頽齡病臥の老人及其の寡婦に在りては窮境言語に盡し難きものあり依て政府は學校教員退隱料及遺族扶助料の給與額を現時の物價に伴ふ樣支給せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十二號

意見書

請願文書表第三九二號

盲啞教育令發布の請願　岩手縣盛岡市平山小路六番戶士族私立岩手盲啞學校長柴内魁三外十九名呈出（紹介議員工藤吉次君）

右請願の要旨は現今教育上の施設は殆と完備し邑に不學の者なきに至りしは是れ聖代の恩澤なりと雖獨り盲啞者に對しては身體の一部に缺陷あるの故を以て義務教育を免し徒に劣敗者たるの地位に置くは社會政策上甚遺憾とす世に之か教育機關なきに非すと雖公立は僅々十數校にして他は皆篤志者又は慈善家の手に委ね從て其の內容貧弱なるを免れす是れ盲啞者教育上の一大缺陷と謂はさるへからす依て速に盲啞教育令を發布し各府縣をして該教育機關を設置せしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十三號

意見書

請願文書表第三九七號

義務教育年限を八箇年に延長の請願　鳥取縣鳥取市東町八十一番地鳥取縣教育會長大島破竹郎呈出（紹介議員奧田柳藏君）

右請願の要旨は國運發展の本は教育にあり而して國家教育の根柢は普通教育に在るを以て其の基礎を鞏固にする爲義務教育年限を更に延長して八箇年とせられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十四號

意見書

請願文書表第六一號

石北線分岐點を比布驛と爲すの請願　北海道上川郡比布村字比布市街地平民農村上元吉外四百八十名呈出（紹介議員東武君外二名）

右請願の要旨は大正九年度より著手する石狩國上川郡より北見に通する鐵道の分岐點を上川郡比布驛とするときは新線と宗谷線とは丁字形を爲し名寄、湧別方面の交通に迂回なきのみならす比布愛別間は平坦なるを以て建設、保線費は他線よりは約五分の一にて足り且旭川、湧別兩方面の交通運輸上何等の支障をも與へさるを以て石北線分岐點は之を比布驛とせられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十五號

意見書

請願文書表第三三號

不具癈疾將校及准士官無賃乘車の請願　宮城縣仙臺市北四番丁九十七番地平民無業退役陸軍砲兵小佐成川松巳外五名呈出（紹介議員村松龜一郎君外二名）

同　第二一〇號

同上　東京府東京市麻布區谷町五十九番地退役陸軍歩兵少佐中村中廣外九名呈出（紹介議員高木正年君）

同　第三七七號

同上　岩手縣盛岡市平山小路六番戶士族退役陸軍歩兵大尉柴内魁三呈出（紹介議員工藤吉次君）

右請願の要旨は傷痍軍人保護の如何は國民士氣の消長に大なる關係あり殊に物價騰貴の今日窮境に沈淪し不安の生活を送りつつある是等の者に對し政府は曩に國有汽車無賃乘車を許可せられたることありしに大正三年六月五日陸海軍省告示を以て右特典は下士に限り准士官以上に於ては癈兵院へ入退院の場合のみ之を認め其の他は全く之を謝絕せられたり其の理由不明なれとも將校及准士官は下士以下の者に比較し幾分多額の恩給を受けつつあるも到底生活の安固を保持することを得す依て「（一）軍人恩給法第九條第一、第二項症は附添人共無賃（二）同第三、第四項症は當人のみ無賃」と改正し是等癈兵者の生活を安固ならしめられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十六號

意見書

請願文書表第一九三號

豐州線幸崎驛より佐賀關町へ支線敷設の請願　大分縣北海部郡佐賀關町長澤田元太郎外二十名呈出（紹介議員松田源治君外一名）

右請願の要旨は豐州線幸崎驛と佐賀關町間との交通機關の備否は經濟上、國防上、人文の發達上至大の影響あるを以て速に豐州線幸崎驛より佐賀關町に達する支線を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへ

きものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十八號

意見書

請願文書表第四一四號

加茂臨港輕便鐵道敷設の請願　山形縣西田川郡加茂町長秋野惇藏外五名呈出（紹介議員熊谷直太君）

右請願の要旨は山形縣西田川郡加茂町は大山驛を距る約二哩の地に在りて縣民は海陸連絡を希望して止ます依て大山驛より分岐し加茂港に達する臨港輕便鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第三十九號

意見書

請願文書表第四四二號

浦本村に停車場設置の請願　新潟縣西頸城郡浦本村長桝野政太郎外一名呈出（紹介議員高島順作君）

右請願の要旨は新潟縣西頸城郡浦本村は戶數四百二十五人口二千四百四十二村民の大多數は漁業を專業とし其の漁獲高の豐富なること同縣下有數にして郡內最大の漁村たるのみならす附近村落亦全國中稀有の好漁業地たり加ふるに貨客の集散夥多なるものあるに拘らす最寄梶屋敷驛及能生驛は距離遠隔にして不利不便尠からす依て敷地の如きは寄附すへきを以て前記兩驛の中央なる浦本村大字鬼伏小字西の原に停車場を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十號

意見書

請願文書表第四四三號

國分岩川間鐵道敷設の請願　鹿兒島縣贈唹郡岩川村長川崎和夫外十名呈出（紹介議員志々目當彥君）

右請願の要旨は九州東南地方に於ける天與の寶庫徒に鎖され産業の振はさるは運輸交通の便を缺くに在りと云はさるへからす依て之を開發し同地方民の便益を計る爲鹿兒島線國分驛より分岐し都志線岩川驛に至る約二十哩餘の鐵道を敷設せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十一號

意見書

請願文書表第四六八號

社村に停車場設置の請願　鳥取縣東伯郡社村長代理助役松原房吉外三名呈出（紹介議員奧田龜造君）

右請願の要旨は鳥取縣東伯郡社村は將來敷設せらるへき倉吉由良間鐵道の中間に在りて停車場を設置するに最適當の地とす依て該線路敷設確定の曉は社村に停車場を設置せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十四號

意見書

請願文書表第五五六號

文官恩給、遺族扶助料及學校職員看守退隱料並遺族扶助料增加の請願　福島縣石城郡平町字揚槌小路十一番地退職判事佐久間惟喜外四十六名呈出（紹介議員高岡唯一郎君）

右請願の要旨は歐洲戰亂開始以來農商工業者は順調の生活を爲し居るに拘らす獨り恩給又は退隱料の享受者若は遺族扶助料に依り衣食する寡婦孤子の如きは物價騰貴の災厄に苦み窮狀甚し依て文官恩給、遺族扶助料及學校職員看守退隱料並遺族扶助料を相當增加せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣意を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十五號

意見書

請願文書表第四八二號

田畑地價特別修正の請願　山形縣東田川郡泉村大字野田字板橋十五番地士族農柏倉廣之外百六十二名呈出（紹介議員熊谷直太君）

右請願の要旨は山形縣東田川郡泉村大字荒川、同仙道、同野田、黑川村大字田代、同黑川の一部は地味最下等の腐蝕地にして收穫甚た尠きに拘らす地租改正の當時評價を誤りたる爲地價格外に高く從て公課の負擔過重にして經濟上の困難一方ならす依て曩に屢貴衆兩議院に請願して採擇を得既に其の筋よりも調査せられたる所なるを以て前記土地の地價を特別修正せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十六號

意見書

請願文書表第四八四號

明治四十一年法律第三十七號中改正の請願　兵庫縣揖保郡網干町長奧本傳吉外二十七名呈出（紹介議員土井權大君）

右請願の要旨は明治四十一年法律第三十七號は十年以前の制定に係り現代に適せす依て（一）第一條第一項第二號中宅地租を百分の二十とし其の他の地租を百分の五十とし（二）第二條第一項第二號中營業稅を百分の三十とし（三）第三條第一項第二號中所得稅を百分の三十に改正せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第四十七號

意見書

請願文書表第六〇二號

黑石稅務署復舊の請願　青森縣南津輕郡黑石町長山田文彌外七十一名呈出（紹介議員鳴海文四郎君）

右請願の要旨は青森縣南津輕郡黑石稅務署は明治四十二年十月行政整理の際廢止せられ弘前稅務署の管轄に合併せらる舊管轄地たる南津輕郡は面積八十四方里地租其の他の國稅一箇年五十萬一千餘圓にして縣下第一の大郡たり之か爲十一萬六千餘の郡民の蒙る不利不便甚し依て黑石稅務署復舊せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

特別報告第五十七號

意見書

請願文書表第五六三號

學校教員退隱料及遺族扶助料增額の請願　滋賀縣犬上郡彥根町大字芹橋十五丁目十五番屋敷元小學校教員高橋隆二外二十六名呈出（紹介議員中村喜平君）

同　第五六四號

同上　滋賀縣栗太郡常盤村大字長束百八番地松井專誠外二十八名呈出（紹介議員中村喜平君）

右請願の要旨は輓近に於ける物價騰貴の結果は在職中の俸給率比較的低位なるを以て中產階級以下の學校教員の退隱料及遺族扶助料享受者は元教員たるの體面を維持し得ると否は問題に在らすして今日は唯飢餓と戰ひつつあるの狀態に在り特に頹齡病臥の老人及其の寡婦に在りては窮境言語に盡し難きものあり依て政府は學校教員退隱料及遺族扶助料の給與額を現時の物價に伴ふ樣支給せられたしと謂ふに在り

衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すへきものと議決せり依て議院法第六十五條に依り別冊及御送付候也

○議長（大岡育造君）　委員長報告に御異議ないと認めます。

〔「異議なし」「異議なし」と呼ふ者あり〕

○議長（大岡育造君）　即ち委員長報告の通りに決しました、本日は是にて散會。

午後三時三十二分散會

○大正九年二月二十六日（木曜日）

午後一時九分開議

議事日程　第十七號

第一　**衆議院議員選擧法中改正法律案**（武富時敏君外六名提出）第一讀會の續（委員長報告）

第二　**衆議院議員選擧法中改正法律案**（古島一雄君外四名提出）第一讀會の續（委員長報告）

第三　**衆議院議員選擧法中改正法律案**（坂本金彌君提出）第一讀會の續（委員長報告）

○議長（大岡育造君）　諸般の報告があります。

〔原田書記官朗讀〕

一去二十四日議員より提出せられたる議案左の如し

佐渡鐵道建設に關する建議案

提出者　山本悌二郎君　高島　順作君
丸山蠖蛾一郎君

信越河東鐵道建設に關する建議案

提出者　高島　順作君　丸山蠖蛾一郎君

野岩羽鐵道完成に關する建議案

提出者　小林　源藏君　八田　宗吉君
田村順之助君　小久保喜七君

一昨二十五日議員より提出せられたる議案左の如し

武富時敏君外六名提出衆議院議員選擧法中改正法律案に對する修正案

提出者　片岡　直溫君　藤澤幾之輔君
關　　和知君　齋藤　隆夫君

武富時敏君外六名提出衆議院議員選擧法中改正法律案に對する修正案

提出者　關　　直彥君　古島　一雄君
大竹　貫一君　坂本　金彌君

一今二十六日議員より提出せられたる質問主意書左の如し

教育の實質改善に關する質問主意書

提出者　小橋　藻三衞君

〔左の報告は朗讀を經ざるも參照のため玆に掲載す〕

一去二十四日議長に於て選定したる委員左の如し

國有財產法案

政尾　藤吉君　秋本　喜七君
中西　六三郎君　菅野　傳右衞門君
清　　崟太郎君　澤　　來太郎君
一宮　房治郎君　中倉　萬次郎君
正木　照藏君　高木　正年君
竹村　良貞君　横田　孝史君
鈴木　富士彌君　片木　政治郎君
高木　益太郎君　松田　三德君
花井　卓藏君　金澤　仁作君

古墳發掘法案

土屋　淸三郎君　丸山　蠖蛾一郎君
佐々木　武生君　赤間　嘉之吉君
小西　和君　牧口　義矩君
片山　太郎君　關原　彌里君
岸本　賀昌君

四國循環鐵道完成に關する建議案外一件

中野　寅次郎君　原田　佐之治君
政尾　藤吉君　小西　和君
井戶　文四郎君　加治　壽衞吉君
高島　兵吉君　武市　彰一君
大林　森次郎君

森隈鐵道速成に關する建議案

原田　十衞君　井島　義雄君
長峰　與一君　奧田　榮之進君
平山　岩彥君　岩佐　善太郎君
佐々木　正藏君　野口　孝治君
林　　平四郎君

廣幅織物課稅免除に關する建議案

武藤　金吉君　淸水　市太郎君
柳原　九兵衞君　中村　喜平君
今村　七平君　櫻井　庄平君
西川　太治郎君　渡邊　昭君
松井　文太郎君

木津川治水に關する建議案

長田　桃藏君　齋藤　珪次君
小田切　磐太郎君　萩　　亮君
山口　俊一君　森　　秀次君
川崎　安之助君　小川　鄕太郎君
河野　徹志君

一去二十四日治安警察法中改正法律案外一件委員戶水寬人君、松本誠之君辭任に付其の補闕として小林源藏君、松永安左衞門君を、少年法案外一件委員政尾藤吉君辭任に付其の補闕として高見之通君を、實業敎育費國庫補助法中改正法律案外一件委員有森新吉君辭任に付其の補闕として柏原文太郎君を孰れも議長に於て選定せり

一昨二十五日府縣制中改正法律案外八件委員工藤吉次君辭任に付其の補闕として八田宗吉君を、衆議院議員選擧法中改正法律案外二件委員降旗元太郎君辭任に付其の補闕として山口珠一君を孰れも議長に於て選定せり

一今二十六日實業敎育費國庫補助法中改正法律案外一件委員原田佐之治君柏原文太郎君辭任に付其の補闕として萩亮君有森新吉君を議長に於て選定せり

一昨二十五日委員長及理事互選の結果左の如し

國有財產法案委員

委員長　政尾　藤吉君
理　事　一宮　房治郎君
　　　　松田　三德君

古墳發掘法案委員

委員長　關原　彌里君
理　事　赤間　嘉之吉君

四國循環鐵道完成に關する建議案外一件委員

委員長　中野　寅次郎君
理　事　高島　兵吉君

森隈鐵道速成に關する建議案委員

委員長　原田　十衞君
理　事　野口　孝治君

廣幅織物課稅免除に關する建議案委員

委員長　松井　文太郎君
理　事　中村　喜平君

木津川治水に關する建議案委員

委員長　齋藤　珪次君
理　事　河野　徹志君

一昨二十五日理事補闕選擧の結果左の如し

衆議院議員選擧法中改正法律案外二件委員

理事　山口　俊一君

（理事降旗元太郎君補闕）

一今二十六日衆議院議院規則第十五條但書に依り議長に於て議席を左の通變更せり

五九　津末　良介君　六〇　武市　彰一君
六四　兒玉　右二君　六五　山根　正次君
七一　中村　靜興君

○議長（大岡育造君）　是より會議を開きます、御諮り申す事があります、日程第二衆議院議員選擧法中改正法律案日程第三衆議院議員選擧法中改正法律案右兩案は各提出者より、孰れも撤回の申出がありました、許可することに御異議はありませぬか。

〔「異議なし異議なし」の聲起る〕

○議長（大岡育造君）　御異議がなければ之を許可することに決します――日程第一衆議院議員選擧法中改正法律案、第一讀會の續を開きます――委員長松田源治君の報告を求めます。

第一　衆議院議員選擧法中改正法律案（武富時敏君外六名提出）　第一讀會の續（委員長報告）

〔松田源治君登壇〕

〔拍手起る〕

○松田源治君　委員會の經過並に結果を御報告致します、本案は御承知の通り、憲法附屬の重要なる法律でありまして、最も愼重に委員會に審査致しました、會を開くこと九回、而して昨日決定を告げました、是より委員會に現れたる提案の趣旨、及質問應答の大要を說明するは、諸君に對する義務であるのみならず、斯る重要なる問題に就て委員長が委員會の經過の大要を報告することは、國民に對する義務なりと信ずるのであります（拍手する者あり）提案の理由は、本月の十四日に三派の代表者が詳細に述べたる通りであります、委員會に於きましては、選擧權を與へる根據は、何所に在るかと云ふことを明かにしたのであります、是は人の能力に賦與するのである、言ひ換へれば人民が政治を理解する能力に與へるのであると云ふのが、大體の根據である、國民黨の梅原君は之に附加へまして、國家の政治團體の構成分子たる總ての人民が、其團體の政治に對する責任を感知し、其政治が如何に運用するかと云ふことは、重大なる責任があるのである、仍て政治團體を構成する人民全體に選擧權を賦與することは當然である、而して適當なる方法を以て法律が認定するのであると云ふことは、此選擧權賦與の根據と致しました、それから今井君は選擧權賦與の根本は、「デモクラシー」である、「デモクラシー」の觀念を選擧の根本の基礎に置くべきものである、即ち人民の爲めに、人民に依つて人民の政治を行ふと云ふ觀念が、選擧權賦與の最も正しき觀念である、之れに根據を置いて縷々說明を致されたのであります、それから質問に移りまして憲政會の提案中「獨立ノ生計ヲ營ム者」と云ふ解釋に就ては、隨分爭が起るであらう、選擧の結果論爭が起るであらう、故に此意義を如何に決定すれば宜いかと云ふ質問に對して憲政會の藤澤君は獨立の生計を營む者と云ふのは、自己の經濟を以て、自己の生活を維持する者である同居同棲は獨立の生計を區別する根據とならない、同居同棲者でも、經濟を別にして、他人の監督を受けず、自己の經濟を以て自己の生計を營む者は獨立の生計を營む者である、而して是は行政裁判所の判

決例に於ても明かになつて居る、又市町村制の中にも此文句はあつて、多年運用して既に決定致して居るのであるから、餘り爭は起らぬであらう、若しも爭が起つたならば、衆議院議員選擧法中に規定があるから、それに據つて裁判所は決定するから、毫も困難は無からうと云ふことであります、それから茲に最も明かにしなければならぬ事は、昨年憲政會よりも、國民黨よりも制限選擧案で本議會に提出したのである、即ち二圓の制限選擧案を提出したのであります、然るに一年も經過せざる今日に於て、其納税資格を撤廢して、所謂普通選擧案を提出したのは何故であるかと云ふことを、政友會の委員中より憲政會の委員、國民黨の委員に質問が起つたのであります、憲政會の委員に對しては、政友會の中西君から、昨年憲政會の代表者は委員會に於て、斯う云ふことを述べられた、吾々は日本の歷史及國情に鑑みて、暫く制限選擧を維持すると云ふ考を持つて居る尙ほ私共は第一の要件として、矢張是迄の法律が定めました所の原則を追ふて行く、即ち納税者と云ふものを標準として、之に向つて選擧權を與へると云ふ一の原則、此原則は之を棄てずして、此儘で追うて行きたいと云ふ考を持つて居る、斯う云ふことを昨年選擧法の委員會に於て憲政會を代表して齋藤君が述べて居る、又齋藤君は床次內務大臣が昨年の答辯に、恒產有る者は恒心有る、是が選擧權賦與の根據であると云ふことを說明した時分に、之に最も同意を致して、即ち財產階級に向つて選擧權を與へると云ふ立法に賛成致しました、憲政會の代表者たる齋藤君が賛成致しました、是れ政治上の能力を測量する標準は、矢張財產資格に求めなければならぬ、納税の有無に有形的事實でありまして、一見して識別することが出來ますけれども、知識の有無能力の有無と云ふものは、到底識別することが出來ない、故に財產資格を全く撤廢してしまつて、能力本位の選擧權者を定めると云ふことは、實際不可能の事なりと論じて居る、それから又制限選擧を撤廢して、一躍して十倍、少くとも千二百萬千三百萬位になりまする――撤廢すればなる、斯る急激なる選擧權の擴張と云ふものは、世界の立憲國創つて以來、其例が無いのであると云ふことを論じて居る、それから斯樣な國民に向つて易々と權利を與へると云ふことは、私は不賛成である、國民が自ら覺醒して、之に權利の要求を爲すが宜しい、今日院外に於ける普通選擧の運動は、頗る熾なやうであるけれども、私は斯樣なる事を以て普通選擧の運動熾なりとは見て居らぬのである、それは學生や若い所の人間の前に立つて、若くは勞働者の前に立つて、汝等に權利を與へるに依て騷げと言へば、騷はありませうけれども此位の事を以て普通選擧の運動其效を奏したりと思つて居たならば、それは非常な間違である、斯う云ふことを昨年の委員會に於て憲政會の代表者たる齋藤君が述べて、制限選擧を極力維持して居る、然るに一年も立たない中に此憲法附屬の大法典を變へて制限選擧を全然撤廢して所謂普通選擧案を出したのは、如何なる所以であるかと云ふことを我黨の中西君が質問致したのである、之に對して齋藤君は答辯致しました、此答辯は一言以て之を蔽へば、內外の狀勢の變化に伴ふ國家社會の現狀より見て、此制限選擧を撤廢して、普通選擧にすることは、國家の爲め人民の爲め最も利益である、又此途を執らなければ、最も頽廢せる政海を開發することが出來ないと云ふ答辯である、即ち具體的に述べずして、時勢の變化が然らしめる、時勢が急轉直下したと云ふことを、抽象的の意味を以て答辯しただけであります、それから國民黨に對して中西君が質問致しました、昨年國民黨は、憲政會と同じく制限選擧案を提出したのである、而して普通選擧を提出せざる理由は、先づ自治制度を改善したる後に於て、制限撤廢を可とすると認めたのである、即ち自治制度を改善した後に、普通選擧を提出するが得當なりと認めて居る然らば本年の此今日と昨年の今日とに於て、自治制度に改善せられたる點があるのであるか、どうであるかと云ふことを尋ねたのであります、國民黨の植原君は、私共は何も昨年と今日とは、地方自治と立憲政體の根本に於いて其の事情は異なつて居らぬ、同意味に於いて必要を感じて居ります、今日は更に之れを同時に解決するの急を、痛切に感ずるものであると云ふことを答へられた、矢張り自治制度は改善されて居ないと云ふことを述べて居る、之れを同時に改善することを、痛切に感ずるのであると云ふことであります、それから尙ほ國民黨の植原君は、時勢の變化と云ふ抽象的の論據でないのみならず、是ばかりではありませぬ、普通選擧に本年變つたのは、國際聯盟が成立したからであると云ふことを述べて居る、さうしますと我黨の委員が（「我黨とは何だ」と呼ふ者あり）政友會の……（「それだけは取消し給へ」と呼ふ者あり）宜しい、同じ事です、政友會の委員は、國際聯盟は昨年もう既に三月には決まつて居る、主義に於ても內容に於ても、略々決まつて居るのである、然るに國際聯盟が成立したと云ふことを以て論據とするのは、薄弱でないかと云ふことの質問がありました、それから又委員中より本問題は國民の意思如何を研究すべき大問題である一部に於て之を決定すべきものでない、本當に國民が之を希望して居るか否かと云ふこと、國民の意思の發表を待つことが相當である、それ程重大な問題である故に、明年は總選擧があるのである故に、總選擧を經て、國民が其意思を表明するまで待つが、實に立憲的の態度ではないか、國民に向つて其判斷を求めて決することが立憲的行動であるから、それまで待つて提案してはどうであるかと云ふことを尋ねたのであります、憲政會の代表者は之に答へて、既に其時機の到來致して居ると云ふことを確信致して、本案を提出したるものであると云ふ御答辯であります、それから原國務大臣が本委員會に出席しまして委員の質問に對して答辯致されました、是は答辯と言ふよりも、政府の所信を明言したと言ふ方が相當であるかも知れない、其聲明の大要は斯う云ふ事であります、本案は三つある、其三つを見ますと云ふと、納税資格を撤廢して、之に代ゆるに獨立の生計を以てするものもある、又年齡に就ても制限がある、故に全國民に選擧權を與ふると云ふ意味でないことは明かである、各案とも是は選擧權の擴張に外ならないものである、即ち選擧權擴張と云ふことならば、從來の政府が執り來りたる方針である、御承知の如く從來憲法政治の初めて行はれた頃は色々な制限があつた、納税資格に就ても十五圓、居住に就ては選擧人ばかりではない、被選擧人の住居の制限も、納税の制限もあつた、其後改正に依て十五圓が十圓となり、居住の關係も其制限を緩めて、殊に被選擧人の住居並に納税資格の制限は撤廢致して、段々と擴張致して居る、現政府に於きましても、昨年十圓を三圓に擴張致して、兩院の大多數の賛成で成立したる次第である、選擧權の擴張であれば、何も爰に新しく論ずるまでもないのである、政府の執り來りし所、現內閣も亦選擧權の擴張を實行致して居るのである、將來に於ても此擴張方針は變更しないのである、又國情如何に依ては、三圓をもつと低下して宜しい時代もあらう、又納税資格を全然撤廢して宜い時機もあるであらう又獨立の生計を要する時代もあらう、要せざる時代もあらう、年齡も亦然るのみならず一歩進んでは、女子にまで選擧權を與ふる時機が到着するかも知れない、是は皆な國情の如何に依ることであつて、國情がそれに達したならば其通り擴張して少しも差支はないと思ふのである然るに僅か一年前に制限選擧案が兩院を大多數を以て通過して法律となつて居る、而も其法律は未だ實行されて居ない、實行されて居らぬ憲法附屬の大典たる衆議院議員選擧法を一年經つか經たぬ內に變更することは、議院として國民の信用を傷することがどうして出來るか、如何にして憲政を進步發達せしめることが出來るか、斯る重大なる法案は、自ら秩序もある、順序もある、一年經つか經たぬ中に忽ち變更すると云ふやうなことは、國民の信用を得る所以でない、又此憲法の發達を圖る所以でないと考へる、併ながら選擧權の擴張は政府の異議なき所であるから、昨年は衆議院議員選擧法を改正し、本年は府縣制、市町村制、所謂地方自治制度の改正を圖つて、大に是等團體の選擧權を擴張する考である、其法案の提出は既に明言した所である、斯の如き順序を以て、秩序を以て進んでこそ、國民が安心して政治機關を吾々に委託し置くことが出來ると思ふ、（拍手する者「のー〳〵」と呼ふ者あり）故に政府は今回の提案に對しては、反對であると云ふことを聲明されました、（拍手する者あり）それからもう一つ重要なる政府の聲明があります、それは世人が口を開けば、世界の形勢が變化した、時代が變化した――是は政府も同感である、時代は變化して居る、併し此變化は歐洲と――歐羅巴と日本と違ふ、英吉利とか、佛蘭西とか、獨逸とか云ふ國、勝つた國も負けた國も、政治家、勞働者、老若男女、國運を賭して戰爭致して居るのである、勝つた國に於ても物質上、精神上、思想上の大變化があるであらう、又負けた獨逸の國は尙更さうであらう、即ち思想上、精神上、物質上の大變動があるは當然である、併日本は英佛獨逸の如き大變化は來して居るのではない其餘波を受けて居るのである、故に此區別を能く考へないと云ふと、總て外國に大變化があると云つて

日本が眞似をして雷同して、さうして外國に起るやうなることを突發された時分に於ては、日本の國體も危くなるかも知れない（「のーノヽ」と呼ふ者あり）國民の安全幸福も飛んでしまうかも知れない、（「のーノヽ」と呼ふ者あり）故に世界が如何に變化して居るか、歐羅巴は如何に變化して居るか、日本は如何に其波動を受けて居るのであるかと云ふことを能く區別して、秩序ある順序ある行動を執らなければならぬのである、（拍手起る）立憲政治は制度を尙び、秩序を尙ぶことが立憲政治の骨髓である、人民の信用を博し、立憲政治の秩序ある發達を期することは政府の期する所である、然るに一年經つか經たぬ内に、世界の形勢に雷同して、さうして憲法附屬の大法典を變革すると云ふことは、政府は斷じて反對せざるを得ないと云ふ聲明であります、（拍手起る「そんな事は速記錄に無い」と呼ふ者あり）是は委員長の報告でありますから、どうか溫和しく聽いて下さい、（「速記錄に無い」と呼ふ者あり）是は國民に訴へて居るのです……（「速記錄に無いぢやないか」と呼ふ者あり）それでは讀みませうか、一漏今の事を……違つて居ると言ふなら……讀みませう、

（發言する者多く議場騷然）

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます

○松田源治君　讀みませう……又世界の形勢、世界の形勢と云ふことでありますが、世界の形勢の變化して居ることは、私も能く知つて居る、極めて御同感であります、併ながら之をどう御覽になるか、歐洲に於ては國力を賭して、國の運命を賭して五年間も戰つた、其時に於てはどんな者も上下一致して、勞働者も、政治家も、老人も、幼年者も、女も一生懸命に國家の爲めに戰つた、さうして受けたのと勝つたのがありますが、今日戰爭を終つて見ると、勝つた國にしても、英吉利の國情、佛蘭西の國情、大變に戰爭前に比して變化してしまつた、獨逸は尙更變化した、彼の國に在つては眞に已む得ない、物質上精神上に、非常に變化を來したと云ふことは怪しむに足らぬ、何處の國でも彼程に戰つて五年も續けましたら、直ちに國民の思想上に於ても、物質上に於ても、精神上に於ても、變化致しませう、それで大に變化したのである、此變化した所の波動を受けて、世界中に多少の變化はある、併し何處にも同樣の變化は起して居りはせぬ、又英佛其他の諸國の有樣をざつと見て、さうして日本も其通り變化して居るかの如く推論したら大間違である、さうは變化して居ないのである、變化しやうもない、五年間一生懸命に國力を賭してさうして戰つた國、さうして負けた國、是と同樣の變化は日本に起つて居ない、是は議論でない（拍手する者あり）事實である故に彼國で斯うであつたと云ふことを以て、日本に適用は出來ない、然らば日本に變化は無いかと云ふと變化は無論あるけれども、唯だ彼國の有樣を見て雷同するもの、是は變化と見られない、又眞に各國の影響を受けて變化して居る部分もある、是は變化と見なければならぬ、それ此れ能く詮議しなければ、唯だ外國では斯うであると云ふばかりを以て、一概に論ずることは出來ないのが今日の狀態である、若し之を誤つて歐洲諸國の如きものなりと日本の國情を誤り認めて、彼國に行はれるやうな事を突發したならば、國家の基礎を危くするかも知れぬ、（拍手する者あり）國民の幸福安寧は飛んでしまうかも知れない、此所は餘程考へなければならぬ、そこで屢々申す通り、此變遷は何人も阻止することが出來ぬ、此變遷に對しては、秩序を立てゝ國民に安寧を與へて行きたいと考へる、此見地より、此一年前に大多數を以て制定したる大法律を今日改めなければならぬと云ふことを、我々は認めて居らぬと云ふことを言つて居ります。

〔拍手起る、「國體はないぢやないか」と呼ふ者あり其他發言する者多し〕

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

〔「國體と云ふことが何所にある」と呼ふ者あり〕

○松田源治君　それから……（「取消せ」と呼ふ者あり）此意味であります、（「報告僞造」と呼ふ者あり）それから委員會は終結致しまして、さうして討論に移りました、討論に移りました所が、三派とも（「取消をしないか」と呼ふ者あり）本會議に討論を讓ると云ふことでありました、それで（「國體が何所にあるか」と呼ふ者あり）先づ……（「嘘つき」と呼ふ者あり）先づ今井嘉幸君等が説明しましたる所の坂本金彌君の案を採決致しました、是は否決になりました、其次に國民黨の提出したる案に就て決を採りましたけれども、是も否決されました、それから憲政會の案に就て採決する時分に、修正案が憲政會から出ました、其修正案は「衆議院議員選擧法中改正法律案中左の通修正す、第八條第三號獨立の生計を營む者を削り、更に現行法第八條第三號を削るに修正す、第十一條第四號の次に左の二號を加ふることに修正す五、貧困の爲官公費若は慈善事業其の他の救助を受け生計を爲す者及之を受けたる後一年を經過せさる者、六、生業に從事せすして他の扶養又は扶助を受くる者、但し中學師範學校若は文部大臣に於て之と同等以上と認めたる學校を卒業し又は之と同等の學力を有するものと檢定せられたる者は此の限に在らす」是は憲政會の原案に對する憲政會の修正であります、それから國民黨からも憲政會の原案に對して修正が出ました、それは第八條第二號及第三號を左の如く改むを、第八條第二號を左の如く改め第三號を削りに修正し、第十一條第三號を左の如く改むを、第三號を左の如く改め、第四號及第五號を加ふ、三、貧困の爲官公費若は慈善事業其の他の救助を受けて生計を爲す者及之を受けたる後一箇年を經過せさる者、四、六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者、五、六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられ其の執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の者に修正す、第十二條第二項中又は官立公立私立學校の學生生徒を削る、第十三條第二項を左の如く改むを第十三條第一項を削り第二項を左の如く改むを修正す、是が國民黨の修正案であります、それで此貧困の爲云々と、生業に從事せずして云々と云ふことは、今までの立法例に見ますと珍らしき立法例であります、それで他日之が法律になりますれば、色々の爭點があるであらうと云ふことが委員會に於ては委員から種々の質問が起りました、即ち貧困の爲官公費若は慈善事業其の他の救助を受けてと云ふことは如何なる意味であるか、生業に從事せずして他の扶養又は扶助を受くる者とあるが、然らば生業に從事して、他の扶養扶助を受けたる者はどうかと云ふやうな質問が澤山起つたのであります、之に對して憲政會の委員は、斯う云ふ答をしたのであります、第三號の中の其の他と云ふのは廣い意味である、是は廣い意味に解釋すると云ふのである、そこで廣い意味ならば、幾分でも救助を受くれば、選擧權は無いのであるかと云ふ問に、左樣でございますと答へられた、さうしますと矢張それは、獨立の生計と云ふことゝ違ひないであらう、所が藤澤幾之輔君はそれに答へて、吾々は此獨立の生計を營むと云ふ要件を一方に於ては除きましたけれども他方に於ては五と六で其大部分を網羅した積りであると答へた、それから第六に對して生業に從事して居つて、他の扶養扶助を受けた者でも、矢張選擧權は無いのであるかどうかと云ふことの質問が數回ありました、所が其生業と云ふ意味は、認定に依ると云ふ答辯でありました、然らば如何なる認定に依るかと云ふと、是は裁判所が判斷するのである、さうして通常生業と云ふことは、即ち獨立の活計を立て得る者を認めて、生業と謂ふと云ふのであります、所が廣岡君がさうすると獨立の生計を立てると云ふことは、積極的と消極的との書違はあるが、其意味に於ては同ではないか、獨立の生計を營むと云ふことは積極的で書き、今度の修正案は生業に從事し云々と消極的に書いてあるけれども、それは意味は同じであるかないかと云ふことを聽きました所が下岡君が、大體に於て同じと御承知を願ひたいと言つた即ち獨立の生計を營む者と云ふことも、今回の修正案の第五第六、意味に於ては大體に於て違がないと云ふことに歸したのであります、（「廣くなつたのだ」と呼ふ者あり）是が委員會の大要であります、本案は申すまでもなく重大法案でありますから、どうか諸君に於かれましても、愼重審議あらんことを希望して、私は此壇を降るのであります（「採決はどうした」と呼ふ者あり）採決のことを忘れました、今の修正案に就きましては、國民黨と憲政會の共通點を採りました、所が是は矢張少數で消滅致しました否決になりました、それから殘つた部分を採決致しました所が、是も少數で否決になりました、それから憲政會の殘つて居る所の第六であります、之に就て決を採りました所が、是も少數で否決になりました、それから憲政會の原案が殘つて居りますから、此原案に就て採決致しました所が、是も少數で否決になりました、要するに原案修正案とも悉く否決になりました、是が委員會の經過結果の大要であります。

〔拍手起る〕

○三木武吉君　議長。

○議長（大岡育造君）　三木君、何ですか。

○三木武吉君　唯今松田君の御報告中、穩ならざる御言葉があつたやうでございます、恐くは松田君が不用意の中に斯の如き言を爲されたのであらうと思

ひますれけれども、尙ほ念の爲めに、一應委員長に御尋をして置かなければならぬと思ひます、それは外でもありませぬが、唯今松田君の御報告の中に、國務大臣の聲明の一節と致しまして、普通選擧を行ふやうなことがあつたならば、國體を危くすると云ふことを言はれたのであります、其點に就て私共は異樣の感に打たれまして、松田君に對して其の取消を求めんと欲した、所が松田君は更めて速記錄を讀上げられました、其の讀上げられた速記錄の中には、國體を危くすると云ふ言葉に、該當すべき場所に、國家の基礎を危くするの虞があるとなつて居る、國家の基礎を危くするや否やは議論でございますが、國家の基礎を危くすると云ふことゝ、國體を危くすると云ふことゝは、餘程距離のある、相違のあることゝ思ひます、總理大臣が國家の基礎を危くすると言はれたことに就いては、私ども、もとより異議があるのでございますが、是は總理大臣の議論として一應承つて置くことは出來るのであります、唯だ松田委員長が速記錄に依らずして、御報告になつて國體の基礎を危くすると云ふが如き言葉は、斷じて私共は服從することが出來ませぬ、若し松田君が言語を以て報告せられた通り、普通選擧が國體の基礎を危くすると云ふことであるならば、吾々普通選擧論者は、眞に國賊であると云ふことを言明せられたと同樣の議論になるのであります、私は此重大法案を議する場合に於て、松田委員長が總理大臣の名を藉りて、斯の如き不穩不當の言を爲すことは、斷じて許さないのであります、(「ひや〳〵」と呼ひ拍手する者あり)松田委員長に於て其言を御取消になるならば卒ざ知らず、然らずんば私共は、斷じて此議事の進行をさすことは出來ぬのであります、松田委員長は其言明を取消すか、然らずんば議事を中止し議長は速記錄を取調べて、更めて此議事の進行をせられんことを望むのであります、即ち松田委員長に對する質問、並に之に對して執るべき議長の處置に就て、一言申上げたのであります

○松田源治君　私の報告中國體と言つたことは、國家の誤りであります、即ち國體の基礎と言つたことは、國家の基礎をと云ふの誤りであります、私が國體と言つたら取消します、國家の基礎を危くすると云ふ考であつたのであります、それ故に後で速記錄を朗讀致しまして、其點を明かに致して置きます

○議長(大岡育造君)　齋藤隆夫君。

〔齋藤隆夫君登壇、拍手起る〕

○齋藤隆夫君　諸君、本員等は時代の進運と內外の情勢に鑑み、現行選擧法の要部に向つて、一大改正を加ふるの必要を認めて、今回の改正案を提出致したのであります、此の改正案中に規定する所の、第一は選擧權の大擴張、世に所謂普通選擧であります第二は選擧區制の變更であります、第三は選擧取締に關する事であります、是等のものは互に相俟つて現時の政界を革新し、內外の大勢に順應するが爲めに、最も必要なるものと存じて居ります、それ故に此改正案中枝葉の點に至つては、或は意見の相違があるかは知れませぬが、大體の根本主義に至つては少くとも國民代表の府たる此衆議院に於きましては大多數の贊成を得ることを確信致して居つたのであります、測らざりき委員會に於きましては是が否決せられ、本日此問題に就て爰に論戰を開始せねばならぬことは、寧ろ本員等の意外とする所であります先づ最初に一言致して置きまするが、此改正案中に於て、吾々が主眼として居る所は、即ち選擧權の大擴張であります、諸君も御承知の如く、吾々は一年以前に此議會に於きましては、制限選擧を主張致しました、一年後の今日に於ては、普通選擧を提唱する者であります、若し諸君中に於て、何が故に汝は斯の如く急變したりやと問はるゝ人があるならば、本員は喜んで其人に答へませう、本員等が急變したるは即ち國情が急變したるが爲めなり(拍手起る)由來國家の情勢は、歲月の長短を以て測り知るべきものではない(「ひや〳〵」と呼ふ者あり)過去一年の間に於て、如何に世界の形勢が變化したか、如何に我國の國情が大變化を受けて居るかと云ふことは、苟も天下具眼の士であるならば、必ずや氣が付いて居るに相違ないのであります、吾々は此變化に順應するが爲めに有ゆる行掛を捨て、有ゆる感情を抛ち、斷乎たる決心を以て、我政界の根本に向つて一大革新を加ふるの必要がある、而して此革新の大前提となるべきものは普通選擧を措て他に求むるものなしと考へたのであります、(拍手起る)諸君、本員は此場合諸君の前に於ては普通選擧の哲理を講ぜんとするものではない、又歐米諸國に於ける普通選擧の歷史、及現時の狀態を談ぜんとするものではありませぬ、斯の如き事は本員の言を俟たずして、賢明なる諸君は既に十分御承知の事であります、又代議政治が或る時期に達したるときは、普通選擧は必ず實現するものである、我國も又此通則の外に立つことは出來ないと云ふ此一點に至つては、恐くは諸君の中に於て一人の異議は無い筈であります、唯た問題とする所は、何日からして之を行ふのであるかと云ふ、其時期の一點であります、吾々は廣く內外の情勢に鑑み、我國に普通選擧を行ふべき時機は既に到來して居る啻に到來して居るのみではない、今日普通選擧を行ふに非ざれば、內に在りては民意を伸張する事は出來ない、國民の政治的能力を發揮する事は出來ない、國民の政治的結合を圖る事が出來ない、諸般の政治問題を解決する事は出來ない、又外に於ては世界の大勢に順應して列國の間に於て帝國の地位を保つ事は、頗る困難なりと斷ずるものであります、諸君も御承知の如く國民政治は今日世界文明國の大勢であります、政治の基礎をば多數國民の上に置き、此國民的勢力を結合して以て外に向ふ是に於て初めて國際場裡に於て勝を占めることが出來るのであります、今回の大戰は吾々に向つて活きたる教訓を貽して居る、彼の獨逸の如き、彼の墺太利の如く、立憲の名有つて其實無し形式的代議政治有つて、實質的國民政治無し、終始一貫して、官僚政治若くは軍閥政治に支配せられたる所の國家は、今回の戰爭に方つて、如何なる運命に出會ひましたか、彼等の國家は、啻に敗戰の屈辱を受けたるのみならず、彼等諸國の國民が一たび政治的大自覺を爲すや否や、直ちに舊來の國家組織は破壞せられ、更に新しき組織の下に於て、純然たる國民政治を行ふが爲めに奮鬪して居るのであります、是に至つて今日歐米諸國を通じて、國民政治ならさる所のものは唯だの一つも無い、斯の如く彼等諸國の國民は、既に政治界に於ては少數政治、階級政治をば打破つて國民政治、平等政治の主義を確立し、更に進んでは此主義をば、經濟上、社會上、其他有ゆる方面に實現するが爲めに、新運動を起して居るのであります固より此新運動の前途に當つては、幾多の困難はありませうが、其最後に至つては、必ずや大體に於いて其目的地に到達するに相違ない、而して新運動の成功する所、茲に世界に向つて新しき文明が生れ得ることは、何人と雖も豫測することが出來るのであります、然るに翻て我國の有樣は如何なるものであるかと云ふことです、我國は一方に於ては世界に向つて一等國なりと誇つて居る、五大國の一なりと誇つて居る、立憲三十年の歷史を有せりと誇つて居る然るに退いて國內の政治組織、國內の政治狀態を見まするど、田舍も田舍も大田舍、實に世界の田舍者たるを免れないのであります、今日歐米の三等國と雖も、我國の如き幼稚なる政治組織を有して居るものは無い、他の點は姑く措きまして、唯今問題になつて居りまする所の選擧權の如きも、確に其一であります、六千萬の國民中に於て、選擧權を有する者は僅に百五十萬、改正選擧法に依るも二百八十萬を出でないのであります、其他大多數の國民は、直接にも、間接にも、一切國政に參與することを許されて居らない、斯の如き幼稚なる政治組織の國が、世界何處に在りますか、而已ならず此少數の選擧人は今日果して如何なる有樣に在るか、近時我國の選擧界に瀰漫して居る所の一種の惡弊習、此惡弊習の事は姑く措て論ぜずとするも、元來我國の選擧界に自由の精神ありや、我國の選擧界に獨立の精神ありや或は又我國の選擧人の大多數は、官權萬能の病に取付かれて居るのではないか、我國の選擧界には官權萬能の旗が翻つて居るのではないか(拍手起る)是等の事は本員に取つては、多年に跨る一大疑問であります、立憲治下に於て最も大切なる所の議員の選擧、此議員選擧の場合に方りましても、苟も官權を擁して國民に臨み、國民に向つて壓迫を加へたならば、殆ど何事も爲し得ざる所のものは無いと云ふ有樣ではないか、(拍手起る)其證據には一度政權を握つて國民に臨んだならば、少數黨は直ちに多數黨となり、一度政權を失つたならば、多數黨は直ちに少數黨となる、而して彼等が多數黨となり、彼等が少數黨となる、其原因は何處に在りやと云へばです彼等の標榜する所の政治上の主義政策とは、餘り大なる關係は無い、唯だ一は政權を握り、一は政權を握らずと云ふ、單なる事實より外に認むべき原因を發見することが出來ないのであります、斯る不合理なる所の選擧界が世界何れの處にあるか、而して我國の選擧界に斯る惡弊習をば來したる其原因は何處に在るかと云へば、固より歷代の政府にも罪がありませう、併ながら歷代の政府をして、其權力其干涉の手をば、廣き選擧界に伸べしめることを得るに至りたる其原因は、今日の制限選擧此制度に於て一大

缺陷があるからであります、(拍手起る)若し今日の制限選擧を廢して普通選擧と爲し、選擧界に於て多數國民の勢力をば普及せしめることが出來ましたならば、此弊害と云ふものは、大なる程度に於て一掃することが出來るのであります(拍手起る、「其議論なら昨年と同じ事でないか」と呼ぶ者あり)尚は其位の事でない、元來斯る制限選擧の下に於て、又斯る選擧界の下に於て現れたる所の現在の政府、現在の政黨、此政府政黨なるものは國家の大局より見て、一體それだけの値打があるものであるか、是亦本員に取つては一つの疑問であります(「憲政會がさうだらう」と呼ぶ者あり)若し人あり現內閣を以て政黨內閣なりと稱し、現政治を以て國民政治なりと稱する者がありますならば、本員は其人の愚なること之を聽いて喜ぶ一部の國民の無智を嗤ふのであります、(拍手起る)憲政施行以來三十有餘年、我國に於ては政黨內閣なぞが現れた例は無い、我國には國民政治なぞの現はれた例は無い、我國の政治は終始一貫して、少數政治、階級政治、若くは變形したる官僚政治、是より外に出た例は無いのであります、今日の如き制限選擧の下に於て、如何にして眞の政黨內閣が現れるか、如何にして眞の國民政治が現れるか、之を政黨內閣と稱するものは過であります、之を國民政治なりと稱するものは過であります、加之元來斯の如き少數階級を基礎として居る所の政府及政黨の力を以て、果して今日內外の政務を解決することが出來得るか、果して世界の大勢に順應して、國家の發展をば圖ることが出來得るのであるか、遺憾ながら本員は然らずと斷定せざるを得ないのであります、是は決して一片の空理ではない、本員一人の空想ではない、過去現在我國に現れて居る所の幾多の事實は、本員の言に僞りなきことをば語つて居るのであります、遠き事例を引用するの必要はない、近く本期議會に現れたる所の政治問題は何事でありますか、先づ內政に於ては物價問題、蓋て國民の生活問題、勞働問題、稅制整理問題、其他一般の社會政策は、今日何人が見る所が、之をば徹底的に解決しなくてはならぬ所の緊急重大なる問題であります、然るに現內閣は言を左右に託して、之を解決することが出來ないではないか、(「ひやひや」と呼ぶ者あり拍手起る)現內閣の諸公と雖も、或は相當な考を持つて居るかは知れないが、之を行ふことは出來ないのである、何が故に行ふことが出來ないのであるか之を行はんとするも、政府は後に控へて居る所の或物の爲めに、手も足も束縛せられて居るのである、(「ひやひや」と呼ぶ者あり拍手起る)其或物とは何物であるか、即ち制限選擧である、即ち階級選擧である今日の如き政治組織の下に於て、何人か政府の局に立つと雖も、恐くは是等の社會問題に就て滿足なる解決を告ぐることは出來ないであらうと思ひます、(「何故去年言はなんだ」と呼ぶ者あり)物價問題に取掛らんとしたならば、必ずや富豪階級が反對するであらう、又勞働問題其他の社會問題に取掛らんとしたならば、必ずや資本主其他の有產階級が反對するであらう、而して今日の政府及政黨なるものは是等少數の階級を基礎として、此階級の上に建設せられて居るのである、若し此階級の反對を受けたならば、立所に沒落すべき運命を擔うて居るのであります(拍手起る)斯る組織の下に於て、どうして社會問題の解決が出來るか、是が解決が出來ないと云ふのは、政府ばかりの罪でない、人ばかりの罪ではない、制度其物の根柢に於て、一大缺陷があることを吾々は自覺せねばならぬのであります、(拍手起る)或は又外交問題は如何であるか、屢々此議會に於て論難せられた所の西伯利問題は如何でありますか、內外孰れの方面より見ても、重大なる所の此問題に對し、總理大臣と云ひ、外務大臣と云ひ、陸軍大臣と云ひ、彼等如何に辯舌を弄すと雖も、其言ふ所悉く支離滅裂、前後矛盾、到底國民を滿足せしむることは出來ないではないか、(拍手)恐らくは彼等自身と雖も、心の底に於ては承服して居らないに相違ない、然るに何が故に逡巡躊躇して之を決することが出來ないのであるか、想ふに現れざる所の一種の勢力、目に見えざる所の一種の勢力の爲めに脅かされて、之を凌駕する所の力が無いではないか、畢竟するに政府が弱い多數の人民をば基礎とせずして、少數階級を基礎として居ると云ふ此弱點が、詰まり政府に殃し、延て國家人民に殃するのであります、又巴里會議は何の有樣である、巴里會議に於ける政府及全權の有樣は何事でありますか、此會議に於てこそ、我國の政治組織、政治狀態の不完全なること、延て少數政治、階級政治の大缺點が、遺憾なく世界の眞中に曝露せられて、我が帝國の使臣等は世界の眞中に於ても、最も露骨に恥を曝して來たではないか、巴里會議の失態に就きましては世間自ら定論があります、本員が今述べるの必要は無い、而して斯る失態をば釀したる其原因は何所に在るかと云へば、詰る所國內に於ける少數政治、此少數政治が生じ出したる所の所謂時代錯誤なるものが其大原因であります(拍手)巴里に現れたる所の列國の使臣は、何れも國內に於ける所の多數政治を基礎として多數國民の輿望を擔うて現れて來るのである、「ウキルソン」と云はず、「ロイドジョージ」と云はず、「クレマンソン」と云はず「オルランド」と云はず何れも國內に於ける所の多數政治を基礎とし、內に於ては己れの實力を養ひ、外に於ては多數國民の輿望を擔ひ、國家の運命をば、雙肩に擔うて現れて來た所の所謂實力政治家、平民政治家、而して奮鬪的外交家の大なる者であります、然るに此間に立つて我國の使臣は如何なる人であつたかと云ふと、久しき以前より全く政治界をば隱遁して、內外の政情に通ぜず、無論多數の國民とは何等の關係は無い、所謂情實此情實政治が產み出した所の、時代後れの遺物であるではないか、故に此世界的の大會議に向つて、之に對應する所の何等の準備も無ければ、自信もしない、手腕も無ければ、奮鬪力も何も無い、斯樣な時代後れの政治家が文明世界の眞中に現れて、文明政治家の間に伍して、何事が出來ますか、何事も出來ない、其の出來たところのもの、巴里三界に殘した所のものは、即ち一種の喜劇、一種の悲劇のみであります、(拍手)此の會議が終るや否や、或る外交家が私に話したことがある、斯樣なことならば、何もわざわざ日本からして、某侯爵、某男爵が來るの必要は無い、在外使臣に委して置いて結構である、在外使臣も要しない、一二の書記官に委せて置いて、英吉利の外務大臣に向つて、日本の事は宜しく賴むと一言を附加へて置けば十分である、如何に拙くとも、是以上拙き外交の遣方は無いと言うたことがある、吾々も大體に於ては同感であります、要するに以上述べたる事は、唯だ最近に現れたる內外政治問題の一端に過ぎないのであります、其他眼光を張つて過去現在、廣く我國の政治狀態を見ますると云ふと、我國の政治は如何に不徹底であるか、如何に澁滯して居るか、如何に行詰つて居るか、又之が延て國家の進展に向つて、どれだけ妨害を加へ居るかと云ふことは、恐らくは諸君に於いては既に覺つて居られるであらうと思ふ、而して斯る政治狀態をば惹起したる原因は何所に在りや、一言を以て申しますならば、我國の政府界には所謂中心勢力なるものが無い、中心勢力が無いのみならず、各種の勢力が而も非立憲なる所の不公明なる各種の勢力が、此處彼處に散在して、陰に陽に闘爭を事として居る而して之をば統一する所の國民的大勢力の結合なるものが無い、是が從來我國に於ける政治界の大缺陷でありまして、此缺陷をば補ふに非ざれば、何日迄經つても現時の政治狀態をば開發する事は出來ないのであります、然らば如何にして此缺陷を補ふことが出來るか、如何にして國民的大勢力の集中を圖ることが出來るか、大に選擧權を擴張して、多數國民をして國政に參與せしむるの途を開くの外には、今日執るべき何等の手段は無いのであります(拍手)是が吾々が普通選擧をば主張する所の主なる理由であります、固より吾々と雖も今日普通選擧を行つたからと云つて、直ちに國家問題が解決すべきものである、直ちに理想の政治が實現するものであるとは速斷はしない、吾々と雖も決して斯る輕卒なる考は持つて居らぬである、多年一日の如く普通選擧を行つて居る所の歐米諸國に於きましても、政治問題は絕える遑がない、彼等諸國に於ても物價問題はあります、勞働問題はあります其他一般の社會政策の爲めに屢々惱されて居るのである、恐らくは國家の續く限り、人類社會の續く限り、是等の問題は決して消失せるものではありますまいそれ故に吾々は普通選擧を以て、絕對に善良なる制度であるとは心得て居らぬ、國家問題を解決する總ての途であるとは考へて居らないのであります併ながら、凡そ人類社會に於て、絕對に善良なる政治制度なるものは無い、政治制度の善惡は絕對の問題に非ずして比較の問題であります、而して遠き將來は卒ざ知らず、過去數千年の間に於きまして、人類の經驗したる所の數多の政治制度の中に就て、輓近發達したる所の代議政治、之に伴ふ所の普通選擧是こそ最も善良なる制度で有ました、今日我が國家社會の狀態は此制度をば斷行するに至つて、更に一段の進步を圖ることが出來ると云ふのが私の論旨であります、此點は諸君に於かれましても、決して誤解無からん事を望んで置くのである、次に吾々は此問題をば論ず

るに當りまして、近時我國の言論界殊に大多數の言論機關に現れて居る所の普通選擧の議論及國內到る處に勃興して居る所の普通選擧の運動、此政治的大現象をば無視してはなりませぬ、否な苟も政治家たる者は、此現象に對しては、最も大なる注意を拂はねばならぬのであります、若し此現象を以て、一に政治家の煽動に出づるものと爲し、何等の根抵なく何等の精神なき一時の現象であつて、近き將來に於て、自然消失せるものであると思ふ如き者は、到底國家の事を論ずる資格がありませぬ（拍手起る）最近歐羅巴戰爭が齎したる世界思潮の變遷、延て我が國民の思想の變化、是は實に國家及社會をば向上せしむる大なる原動力で有ます、固より思想界は今尙ほ混亂狀態たるを免れない此中に於きましては、吾々が極力排斥すべき思想があります、吾々が攻究すべき思想があります、又吾々が大に歡迎すべき思想があります、斯る場合に當りましては、苟も政治家たるものは、此思想界の大勢に注目しては有害なる思想は極力之を排斥すると共に、有益なる思想に向つては、之をば善導し、之を實現するが爲めに、最善の途を講じなければならぬのである、近時現れたる普通選擧運動の如きは吾々が最も歡迎すべき思想此思想の實現であります、夫れ故に其根抵は頗る深く今後何物の力を以て之を撲滅することは出來ない或は近時の運動が比較的都市に行はれて、地方の僻陬に及ばない又此運動に參加して居る所の者多くは靑年である、學生である、勞働者である、其他此類の者である、是等の事實を以て、是は決して健全なる運動ではない、國民の要求ではない、國民の輿論ではないと云ふが如き觀察は大なる誤である、諸君も御承知の如く、現時約二百八十萬約三百萬に近い有產階級は、既に政治上の權利を獲つて居るのである、其他大多數の國民は、何れも日夜衣食の爲めに追はれて居るのであります、如何にして此種の運動を惹起することが出來得るのであるか、若し彼等の全部が立つて、是等の運動に參加せねばならぬと云ふのであるならば、是即ち國民に向つて直接行動を强うるものである、國民代表の任務を帶びて世に立つて居る政治家の存在を、根本より否定するものであります、加之今日に於きましては、既に各種の方面より數十若くは數百の團體が簇起し、殊に數萬の勞働者の如きは、彼等の爲めに最も大切なる職業を抛つて此種の運動に參加して居ると云ふことすら、我國の過去に於て見る能はざる事實であります、若し此運動が益々發展して山間僻地に及び、田に耕して居る百姓は鋤鍬を投棄てゝ起ち家に働いて居る商人は算盤を投棄てゝ起つと云ふが如き時代が起つたならば、是れ實に國家暴亂の時ではないか、吾々は斯る時代の到來をば最も忌む者であります、斯る時代の到來をば實に恐るゝ者であります、幸にして吾々の先輩は平和の間に立憲政治をば建設致しだのである、然るに此政治の結果たる普通選擧に就て國家に不祥な事が起り、不祥の出來事に依りて、此問題が決せられると云ふが如きことがあつたならば、是は實に我が憲法歷史に一大汚點を染めるものである而已ならず吾々は　明治大帝陛下に對し奉つては、不忠の實を負はねばならぬ、吾々の先輩、吾々の子孫に對しては、不明の罪を負はねばならぬのであります、吾々は國家の爲め社會の爲に、どうしても平和の手段を以て、此問題を解決せんが爲めにも、茲に普通選擧を提唱せんとする者であります、尙は普通選擧の事に就きまして論ずれば限りがございませぬが、是は過日の本會議以來引續き委員會に跨つて、吾々の同論者が切々として熱心に論じられたのである、又今後現はれる諸氏も、必ずや大に論ぜられるに相違ありませぬ、而已ならず今や普通選擧の議論は、院の內外に溢れて居るのであります、それ故に本員は之に就ては、是以上述ぶるの必要を認めませぬ、併し本員の議論は是で終りを告げたのでない、世に所謂尙早論者、反對論者があります此の論者の議論に就きましては此際一二辯駁を加へて置く必要を認めて居ります、其第一は如何なるものであるかと云ふと、是は政友會の反對論として新聞紙上に揭載せられ、且つ過日の委員會に於て、原總理大臣の口より現れた議論であります「吾々は主義としては普通選擧に反對をするものでない主義としては贊成であるが之をば我國に行ふに當つては相當の順序を踏まねばならぬ其順序とは何であるか先づ地方制度を改革し地方議會の選擧權を擴張し之に依て地方人民をば政治的に訓練し然る後に普通選擧に及ぶことが最も穩當なる方法である此途を履まずして一躍普通選擧に移るが如きは國家制度の秩序的進步を破るものである故に現內閣は不日此議會に地方制度の改正案を提出するのである、是れ他日普通選擧を行ふ前提である云々」と云ふのである是は言葉は違ひますが原總理大臣も是と同一なる言明をば爲された事は事實であります、一體國家制度の秩序的進步とは何事を意味するのであるか申すまでもなく國家は有機體で有ます、國家の秩序は自然界の秩序とは違うのである、自然界には春夏秋冬の秩序がある、此秩序は何物の力を以ても打破ることが出來ない、併しながら國家には左樣なる秩序が無い、國家の狀態は隨く內外の情勢に依つて定まるもので有ます、それ故に或時は停滯不動の有樣に居ることがある、或時には急轉直下の勢を以つて激變することがある、而して國家の制度は如何なる場合に當つても、此の國家の狀態を對照物として現れ出て來るものである、それ故に平靜なる國家には平靜なる改革がある、激變せる國家に對しては急激なる改革を要するのであります、是れ即ち國家の秩序的改革でありまして、之に反對する所の改革は悉く不秩序なる不適當なる改革である、又地方制度を改革して地方議會の選擧權を擴張し、之に依て地方人民に政治的訓練を與へるとは、抑々何事であるか、地方議會と中央議會とは全く其性質を異にして居る、其目的を異にして居る、隨て選ばるべき人物を異にして居るのである、是が何の訓練になるか、又今日我が國の國民は、斯る訓練を受くるに非ざれば、議員を選擧することも出來ないと云ふ如き、無智の狀態に在るのであるか縱し斯の如き訓練が多少の効果があるものと致しました所が、一體斯の如き値打なき訓練の爲めに是よりどれだけの時日を經過せんとするのであるか、地方議會の選擧は、四箇年に一回行はれるのであります、まさか一回此選擧を行つたからと云うて、それで國民の訓練が出來たと云ふ、斯の如き滑稽なることは言はれないと思ふ、三回行へば十二年掛るのである、五回行へば二十年掛るのであります、反對論者は是より十五年も二十年も我國に普通選擧を行はない、又普通選擧を行はずして、經過することが出來ると思うて居るのであるか、斯の如き懸け離れたる議論を持つて居るならば、吾々は今日是等の人々を相手にして議論をする必要はないのであります、而已ならず本員の見る所に依れば、地方制度の改革は、普通選擧とは何等の關係は無い、此點に就きましては、幸にして、此處に居らるゝ所の床次內務大臣と全然所見を一にして居る者であります、床次內務大臣は委員會に於て或委員の質問に對して、此度提出すべき所の地方制度の改革は、選擧法の改正とは何等の關係が無いと云ふことをば、最も明かに答辯せられたのである、此體に就ては本員頗る同感を懷いて居る、故に反對論者が折角發明したる所の此理由は、床次內務大臣に依て確に裏切られて居る、（拍手する者あり）本員は洵に御氣の毒に思ふのであります、次に何と申して居るか、昨年改正せられた所の選擧法は、まだ一回も實施をしない、苟も議會が協贊をして法律を制定し、其法律をば一回も施行せずして之を改正すると云ふが如きは、實に朝令暮改である、法の權威をば損するものである、又帝國議會の威信を失墜するものである云々、是亦原首相の委員會に於て述べられたる一節で有ます何の事であるか、一體斯う云ふ事を申す連中は法律をば何と心得て居るのであるか、法律は國家を治むる道具であります、國家が目的であつて、法律は手段であります、如何なる場合に於きましても、國情に適せずと認むる所の法律がありましたならば、之を改廢するこそ議會の責任ではないか、之を改廢するこそ、法律の權威をば保つ所以ではないか、吾々は現行選擧法、及改正選擧法を以て、時代の要求に適せざるものと認めて居るのである、此惡法を改正せんと企てゝ居るのに、そこに何の惡い事があるか、又斯の如き事は何れの國に於ても珍しき例ではない、現に我國に於きましても、明治の初年より法律の編纂を企て、態々外國より法律家を傭うて來て、約二十年の歲月を經て出來上つた所の彼の民法はどうであつたか、民法發布せられて未だ行はざるに當つて、在野法曹の間に於ては之に反對する所の議論が囂々として起つて來た、之が議會に反響して、議會は遂に此大法典を一回も施行せずして、根本より改正したではないか、是は國家の上より見れば實に喜ぶべき事でありまして、今日に至ても吾々は之を稱贊して居るのである、惡法を改正することが何故に法の威信に關し、帝國議會の權威に關するのであります、反對論として世に現れて居る所のものは先つ此位のものである、其他色々小理窟があるやうでありますが、普通選擧の根本に向つて反對をせられた所の議論と云ふものは、不幸にして一も見ることが出來ない、願くは今後此壇上に立たるゝ所の反對論者も、此

の如き枝葉末節には拘泥せずして、問題の權道には趨らずして、普通選擧の根據に向つて單刀直入矛を向けられんことを望むのである、少くとも、今日我國に普通選擧を行へば如何なる害があるか、何故に之を行ふことが出來ないのであるかと云ふ、是等の點に就ては正式に反對論者の說を承ることは今日初めてであります、同時に本員は謹んで之を傾聽せんとする者である、今や歐米諸國に於ては選擧權問題の如きものは業に既に解決をせられて、殘る所のものは僅に女子參政權あるのみであります、此問題ですら英吉利に於ては既に解決せられ、米國に於ては半ば解決せられ、其他の諸國に於ても著々として解決の機運に向はんとする所に在ります、然るに我國は時代遲れの制限選擧をば維持し、多數の國民をば全く政治圈外に放逐して居るのである、今日文明國家の上より見ますれば政治上の權利なき者、即ち參政權なき所の者は、一種の奴隸と均しきものであります、多數の國民は今日奴隸的狀態に在るのである幸にして近時我國民の思想的に覺醒し、政治的に覺醒し國家的に覺醒して、此奴隸的境遇より免れ出んが爲めに、新らしき奮鬪を惹起して居るのであります、苟も政治家たるものは、此機運をば看破し、此機會をば利用して、大に政治の根本に向つて一大革新を加ふべき時ではないか、然るに之を悟らずして唯だ過去の行懸りに囚はれ、現在の利害に迷うて、此大勢に反抗せんとするが如きは、決して國家人民に忠なる所以ではありませぬ、(拍手する者あり)古來國民の自由を奪ひ、國民の權利を奪つて亡びたる國はあります國民に自由を與へ權利を與へて亡びたる國は無い、(「露國に在り」と呼ふ者あり)殊に國家非常の變遷に當つては非常なる改革、非常なる決心を要するのであります、此非常の改革あつて、始めて國家は新生涯に入ることが出來る、國民も亦新生涯に入ることが出來るのであります、吾々は遠き歷史を繙くの必要はない、近く維新の歷史は吾々に向つて、何より有益なる所の敎訓を與へて居るのであります、若し彼の當時今日の反對議論を唱へるが如き、因循なる所の姑息なる所の、似て非なる所の漸進的進步的秩序的改革などを口にして所謂公武合體論の如きものが勝を占めましたならば、維新の改革と云ふものは決して成し遂げられなかつたのである、然るに吾々の先輩が汎く時代を達觀して、斯の如き因循姑息なる所の議論を排斥して、斷然として大政維新の擧に出でたものは、即ち維新革命の由て來る所の原因であります、之を思へば今日普通選擧を斷行する位の事は何であるか、吾々にして普通選擧すら成し遂げる事が出來ないと云ふ如きことでありましては、實に地下の先輩に對して恥づるのである今日の場合お互に心得ねばならぬ事がある、吾々は有ゆる行懸を捨てねばなりませぬ、有ゆる感情を捨てねばならぬ、況や黨利黨益と云ふ如き哀むべき觀念は根柢より拭ひ去つて、何事も國家本位に考へられたならば、諸君は必ずや吾々の議案に同意せられねばならぬのであります、(拍手起る)政府も反省せらるゝが宜い、政友會の諸君も反省せられんことを望むのであります、而して此改正案、即ち國民の政治的總動員を意味する所の此改正案に向つて、贊成あらんことを切望するのであります、尙ほ其外選擧區制其他に關する規定は讀んで字の如く、別に說明するの必要はございませぬ、諸君に於かれても意見の相違は別として此改正案の意味は既に了解して居られることであらうと思ふ、要するに此案の內容に至つては、諸君は二讀會に於て、十分に修正を加へられる所の權利を握つて居られるのである、故に案の大體に議する所の此の第一讀會に於きましては、國民代表の任務を帶びられる所の多數の諸君に於て、此案に贊成あらんことをば切に希望するのであります。

〔拍手起る〕

○議長(大岡育造君) 小川平吉君。

〔小川平吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○小川平吉君 諸君、私は委員長の報告に贊成を致しまして、原案に反對の意見を述べやうと考へる、衆議院議員選擧法中改正法律案は、實行會、國民黨憲政會の三派より御提出になつて居る、實行會の今井君の御議論は昨年既に詳細を承ることを得たのである

〔大岡議長議長席を退き、濱田副議長代り著席〕

今回は國民黨並に憲政會諸君の御意見を謹んで拜聽致しました、然る所遺憾ながら遂に贊成を表する所の理由を見出すことが出來なかつたのであります、第一に島田君の御議論を承りますと、今回の御提案の趣意は、物に對する資格を改め、人々に對する所の資格に引直すのである、人を以て資格とするのである、斯樣に述べられました、物に對する資格と論ぜられるのでございますけれども、現行選擧法と雖も、物に對する資格を與へてあるのではなからうと思ふ、物を有する所の人を本とし、結局は矢張人の能力を本として、選擧權の標準を定めてあることは疑なき事實であります、(「のうのう」「詭辯々々」と呼ふ者あり)今回の御擴張は、要するに其程度に一步を進めたるに止るのである、現行の法と雖も舊法と雖も、物に對して資格を與へたことは無いのである、金を出せば買へると云ふものでは無い、物を有する所の人の能力を認めて、此限りある所の人に向つて、選擧權を與へたことは疑ない事實であります、故に今回の御提案と雖も、畢竟するに其能力の程度範圍の問題に過ぎないのであらうと思ふのであります、(「親讓りはどう解釋します」と呼ふ者あり)又島田君は今回の提案に依て、階級制度を打破せんと欲する、斯樣な御主張でございます、唯今齋藤君の御說も殆ど之に類する如き御說があつた、階級制度を打破する、如何やうの意味であるか、多少明瞭を缺くのでありますが、速記錄等に依て見ますれば、現在の日本に於ける生活上の狀態、經濟上の狀態、乃至は敎育上の事も總て階級制度である、徵兵の事に至つては矢張階級制度に基いて居る、之を打破しなければならぬと云ふことのやうに聞えるのである、(「詭辯」と呼ふ者あり)敎育上の事、生活上の事、是が階級制度であると云ふことは、如何なる意味であるか、今日の社會組織財產の制度は富者は其富を以て相當の生活をすることが當然である、又金の有る者は十分なる敎育を受くることが出來、金の無い者は十分の敎育を受くることが出來ないと云ふのも、是亦今日の財產制度を認め、社會の組織を認める以上は當然の事であります、然るに之を打破すると云ふことは、私は甚だ其意を得ぬ事であると考へる、容易ならぬ問題である、それは兎にも角にもと致しまして、島田君の御意見であります之を打破しやうと云ふ所の御意見である、此御意見の目的を達するが爲めに選擧權を擴張したならば、之を打破することが出來ると言ふが、如何にして出來るのであるか私は、更に一層の詳しき理由を承らぬ以上は、今日の程度に於ては其結論を首肯することは出來ないのである、(「足下の普通選擧觀は如何」「顏色ありや」と呼ふ者あり)又今日の選擧權が機會均等でないかの如き議論もあつたかに伺ひます、(「君に論ずる資格なし」「ひや〳〵」「謹聽」と呼ふ者あり)

○副議長(濱田國松君) 靜肅に……

○小川平吉君 選擧權を擴張して、機會均等を與へよと云ふことを植原君は述べられて居ります、(「詭辯」と呼ふ者あり)どうして今日の選擧權が機會均等でないのでありますか、機會は均等に國民に向つて與へられて居るのである、法律は一定の條件を定め、即ち相當の年齡に達し、法定の租稅を納むれば、何人と雖も選擧權を得るのである、或る特殊の種族に限つて選擧權を與へる、或は特別の富豪に限つて多くの選擧權を與へると云ふことは無いのである(「有る〳〵」「大有りだ」と呼ふ者あり)數百萬圓の租稅を納むる所の人の投票も一票、私の如き者の投票も一票である、而して如何なる國民でも此法定の條件を具備すれば、總て選擧權を得ることが出來るのである、何れの所に機會の均等が無いと言ふことが出來ませうか、此御議論にも亦私は服從することが出來ぬのであります、又植原君其他の御說を承りますと、所謂普通選擧なるものは、憲法政治の當然の歸結である、斯樣に言はれるのであります成程御議論の如く結局の歸結と云ふものは、普通選擧に在るのであるかも知れぬ、併ながら此最終の歸結に達する所の方法として、道行として、國情の如何を顧みず、履むべき所の階段を履まず、一足飛に此歸結に達するのが相當であるか、或は又能く國情を察して、漸を逐ひ階段を履んで、而して後達すべき所に達するのが、國家の爲めに相當であるか、利益であるか、是即ち研究をすべき要旨であります、(「良心に省みよ」「默れ」と呼ふ者あり)其歸結する所が普通選擧であると云ふことの一點を以て、今日直ちに如何なる順序をも飛越えて、此歸結點に達すると云ふことが、必しも相當であるや否やと云ふことは、別に自ら研究しなければならぬ所の問題であるのであります、又植原君の御議論であつたと記憶して居ります、多數の選擧人に依て選擧せられたる所の議員を有する所の議會でなければ、眞の議會と稱することは出來ない、此故に選擧權を擴張して、多數の者に選擧權を與へたい、斯樣な御趣意の御議論があつたのであります、而も植原君は進んで

吾々は今日僅々五十萬人の選擧人の選擧せられたる所の議員である、斯樣に言はれたのであります、私は此說に服することは出來ないのでございます、諸君、衆議院の議員は、選擧人の代理人では無いのであります、申す迄もない帝國議會は、選擧人の代理人の集つたる所の民法上の團體ではないのであります、選擧人の數は百五十萬人であつても、代表する所は六千萬全體の意思を代表して居るのであります（拍手起り「三百」と呼ふ者あり）若し植原君の說の如くに致しましたならば、

「濱田副議長議長席を退き大岡議長復席」

選擧權を擴張して、植原君の議論せられたる如く、百五十萬人の選擧人に依て選擧せられた場合は如何である、依然として百五十萬人の代理人でありますか、如何にして斯の如き議論が出る、帝國議會をして民法上の團體と爲し、議員を以て私法上の代理契約に依て吾々が動いて居るものであると云ふ如き誤つた考があるからして、斯の如き事になるのである（拍手起る）植原君の御希望の如く、千六百萬人の選擧權者に依て選擧された場合は、私は敢て植原君に問ひたい、跡の四千萬人の人民はとうなるのである、依然として國民全體を代表する所の議會ではないと云ふ結論に到達するではありませぬか、私は斯の如くに信じて居らぬのであります、選擧權は法律の規定に依て、舊法に於ては百五十萬人、今日二百八十餘萬人になつて居る、選擧權者の數は少しと雖も、吾々は六千萬の國民全體を代表する者であると云ふことを、私は信じて疑はぬ者であります、又同君は、選擧人が多ければ議會の勢力が強い、議會の勢力が強ければ內治外交共に十分なる力を振ふことが出來る、斯樣なる御議論、更に進んで外交上の事或は樞密院、貴族院の改革にまで論及せられましたが國民の後援があれば其議會の權威も強い、又其議會の後援があれば、後援を受けし所の政府の強いことも勿論であります、併ながら是が單に選擧人の數が殖えたからして、議會の權威が必ず揚るのであるか、選擧人の數が殖えれば、必ずしも政府の威信が強くなるのでありますか、私は斯樣な結論を見ることは出來なからうと思ふ、假令選擧人の數が少くとも、此衆議院議員の中に最も有力なる多數の議員が擧げられ、又我國の各政黨にして、能く國家の爲めに其主張を枉げず、進退行動を誤らざる所の有力な政黨がありましたならば、內治外交有ゆる改革でも私は爲ることが容易であらうと思ふのであります、（拍手起る）假令選擧人の數が殖えましても議員の品位が墮落し政黨の行動が朝に夕を測ること能はず、朝夕其說を變更すると云ふが如きことであつたならば、如何にして內外の政務を擧げて、國運の發展を圖ることが出來ませうか、（拍手起る）內治外交の改革と云ふものは、斷じて選擧人の多きと少きとに依て、其能不能を決定するものではないのであります、（拍手起る）又先般島田三郎君は、選擧權の擴張の趣意を述べらるゝ際に、今日は實に人心內に安からず、國威外に振はず、西伯利出征軍の如きに就いても議論がある、日淸戰爭の時、日露戰爭の時は實に擧國一致して、外に在る者は能く國家の爲めに戰ひ、內に在る者が是が後援を爲して、彼の日淸日露大戰役に於て、世界を驚倒せしむる所の大事業を成し遂げた、斯樣に言はれたのであります諸君、日淸戰爭の時には選擧人の數はどれ程あつたのであります、日露戰爭の時は選擧人の數はどれ程あつたのであります、選擧人の數を以て此國威を海外に振ふことの標準とすると云ふことは、如何なる點よりして御硏究になつたのであるか、（拍手起る）或は又斯の如き事を承る、選擧權が國民に多く與へられゝば、國家に對する責任觀念を持つ、反對に選擧權が少くなれば國家を愛することが薄くなるかの如き議論もあつた、諸君、我國民は選擧權無しと雖も、斯の如く國家と交涉少く、斯の如く國家と關係の薄いものではありませぬ、我が六千萬の國民は　天皇陛下の下に、此大日本帝國を構成する所の一人であります、（「其一人に選擧權を與へないか」と呼ふ者あり）言葉を換へて申しますれば、吾々は或意味に於て大日本帝國の　陛下の下に於て、之を持つて居ると言つても宜しいのである、選擧權の有無の如きは一部分の事であります。

「此時發言する者多し」

○議長（大岡育造君）　靜肅に願ひます。

○小川平吉君　帝國議會は即ち司法權、行政權、此司法行政の權利と相並んで、國家の機關として、國家の意思を發表する所の一の機關に過ぎないのであります、此帝國議會の議員に於ける所の選擧權、固より大切なものであるに相違ない、三權の中に於て最も大切なものであることは論を俟たぬ、併ながら此選擧權の有ると無いとに依て、愛國心の消長に關係があるが如く論ずるに至つては、國民を侮辱することも亦甚しいと謂はなければならぬ、又或論者の御說を承りますると、現今選擧界は頗る腐敗致して居る、選擧權を十分に擴張を致して、千二百萬人或は千五百萬人と云ふが如き多數の人に選擧權を與へたならば、彼の金錢を以て選擧界を腐敗せしむると云ふが如き事は、其跡を絕つであらうと云ふ御話でございました、是は一應御尤のやうな推測でございまするが、果して此選擧權の擴張を致しましたならば、論者の希望するが如く選擧界の廓淸を圖ることが出來るかどうか、嘗て明治三十三年に選擧界の弊害に堪へずして、小選擧區を變じて大選擧區と致した場合に、大選擧區となつたならば、戶別運動の如きは不能となるであらう、金錢の買收の如きも其跡を絕つであらう、言論文章の力に依て議員に出ることになるであらう、隨て有爲なる大人物が議席を占めることになるであらうと吾々は想像して居つた、大多數の政治家、亦斯の如く想像して居つた、然るに此改革の結果は如何でありますか、豫期の如く大人物が續々と出たのでありまするか、豫期の如く金錢上の腐敗は選擧界より跡を絕つたのでありますか選擧界の廓淸は如何なる成行になつたのであるか、寧ろ或る場合に於ては、反對の現象を見たではありませぬか、徒らに選擧人の數が殖えたならば、買收が出來ぬと云ふが如き想像は、今後此經濟界の益々發達して、富豪が世の中に跋扈する時に當つて、選擧人の數が殖えたから買收が其跡を絕つであらうと云ふが如きことも、私は恐らく一片の空想に了りはせぬかと思ふのであります、（拍手起る「のう〳〵」「政友會は復た買收するか」と呼ふ者あり）斯の如く段々御談を承りましても、吾々首肯するに足る程の理由を見出すことは出來ぬのである、殊に唯今述べられましたる如き理由は是は普通選擧の根本の御議論と拜聽して居つた、根本の御議論であるならば、私は國民黨憲政會の諸君に向つて敢て問ふ、何故に昨年の衆議院議員選擧法中改正案の場合に、此根本の御議論を述べなかつたのであるかと云ふことを問はざるを得ぬのである。

○議長（大岡育造君）　高田君注意します。

○小川平吉君　此國民黨憲政會の諸君は、昨年の改正案の場合に於て、啻に普通選擧の議論を御述にならなかつたのみならず、兩黨の代表者進んで普通選擧に反對の意を表明せられて居る、（「何故に二十六議會に出した」と呼ふ者あり）昨年一月二十九日の會議に於て、國民黨の植原君の述べられましたる議論の一端を、爰に私は擧げて諸君の御聽に達したいと思ひます「併ながら私共は國家の健全なる發達國民の利福の增進又憲政の健全なる發達を考慮致すに付きましては歷史上の事實をも無視することが出來ないと信じて居ります、故に普通選擧は立憲政體の論理的歸結である、必ず此に到達しなければならないものでありますけれ共、我國の現在の事情も考慮致し又我國の憲政の發達を考慮致しまして我黨提出の選擧權擴張は第一に現在の直接國稅十圓を二圓まで低下致したのでございます」更に說を述べられたる後に斯樣に述べられて居る、「歷史的に多少財產に制限を置いた制度が各立憲國に於て採用されて居るのみならず我國に於ても採用され尙ほ今日それが實行されて居る、で之を一時に激變すると云ふことは健全なる發達を爲すに如何かと云ふ點に就ても十分の考慮を致したのでございます」斯樣に植原君は述べられて居るのであります（「それは齋藤君が言つたのだ」「それは憲政會が言つたので吾々が言つたのではない」と呼ふ者あり）又齋藤隆夫君は昨年二月二十八日の議場に於て斯樣に述べられて居ります（「二十六議會はどうした」と呼ふ者あり）即ち、「納稅の有無と云ふことは、是れは有形的の事實でございまするからして、一見して識別することが出來まするけれども、智識の有無能力の有無と云ふことは是は到底識別することの出來ない事でありますからして財產資格をば全く撤廢してしまつて能力本位に此選擧權者を定めると云ふことは實際に於いて不可能の事であります制限選擧をば維持するに當りましては已むを得ない所の標準であると思ひます」斯樣に述べられまして、更に進んで斯樣に言はれて居ります、「今普通選擧をば實行することになりましたならば、現在の百四十萬許りの有權者は一躍して十倍、少くとも千二百萬千三百萬位になるのであります斯る急激なる選擧權の擴張と云ふものは世界立憲國始つて以來其例が無いのであります」斯樣に述べられて反對をせられて居るのであります、（「二十六議會は如何」と呼ふ者あり）諸君、斯の如く明瞭に所謂普通選擧に對して反對をせられた所

の兩黨の諸君が、僅か一年經つや經たずにして、忽にして此普通選擧の案を提案せられたのは、如何なる理由でありまするか　提出者諸君の御說を承りますれば、第一は內外の形勢が變化した、之を具體的に言はれる所を承ますれば國際聯盟と云ふものが出來た、國際勞働會議と云ふものが出來た、昨年の今頃は植原君の御演說に從ひますれば、何人も國際聯盟の成立する事を豫想しなかつた、然るにそれが出來たと言はれる、國際勞働會議に就ても亦同樣の事を述べられて居ります、諸君、昨年の今頃は國際聯盟會議の成立することは少しも豫想しなかつたと言はれることは、どう云ふ所の事實を根據として述べられるのであらうか、私は恐らくは此話が誤ではなかつたかと思ふ、國際聯盟會議の米國大統領に依て提案され、是が各國の贊成を得るに至るべき事柄は業に既に一昨年の十二月、牧野全權委員が日本を出發する時に明かであつたのである、我が內閣が此全權に對して、此點に就ても最も愼重なる研究調査を致して居るのである、斯く申す不肖私の如きも、軍備の制限と云ひ或は産業上の制限と云ひ、我帝國の特殊なる位置に付ては十分なる主張を強くせられんことを全權に望んだ所の一人であります、（「而も其功なし」「默れ」と呼ぶ者あり）それが一昨年の暮である、昨年の今頃は如何であるか、既に巴里に於ては國際聯盟會議、勞働會議は非常なる勢を以て進行をして居つたでは有ませぬか、國際勞働會議は如何であるか、巴里に於て既に我日本の産業上に於ける特別なる事情を各國に訴へて、各國共に此氣候風土、産業狀態に依て、此會を設けることになつたのである、選擧法の討論をする際に當つては既に會議は十分の進行をして居つたのではありませぬか、而して華盛頓の勞働會議は申すまでもなく、此國際聯盟に於ける所の會議に於て定められたる所の箇條を、更に華盛頓に於て約束を致したに過ぎないことは諸君御承知の通りである、私は植原君の反對、昨年三月八日選擧法の討論をする際に於て、日本の相當なる政治家が、何人が國際聯盟の成立を豫想せざりし者ありや、何人が國際勞働會議の成立を豫想せざりし者ありやと、私は反問せざるを得ぬのであります。

〔拍手起る〕

〔此時發言する者多し〕

○議長（大岡育造君）　三木君議長は三木武吉郎君に（三木武吉君「三木武吉郎ではありませぬ」と呼ぶ）退場を命じます。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　退場を命じます。

〔「それはどう云ふ譯だ」「命令であります」「議長々々」と呼ぶ者あり、議場騷然〕

○議長（大岡育造君）　三木武吉君、議院法第八十七條に依て警戒を與へた後に、屢々反抗をなさる……

〔「警戒は無い」「警戒を與へて無い」「議長」「演壇に登ることは出來ない」「速記錄を御調べなさい」「議長取消せ」「議長取消すべし」「何時警戒を與へた」「議長取消すべし」「警戒を誰に與へた」「亂暴」と呼ひ、議場騷然……〕

○議長（大岡育造君）　議長の命令に……

〔「議長々々」「橫暴なり」と呼ぶ者あり、議場騷然〕

○鈴木富士彌君　議長、緊急動議があります、議事の進行に關する緊急動議があります。

〔「贊成々々」と呼ぶ者あり、議場騷然〕

○小橋藻三衞君　議事の進行に就て……

〔「議長々々」と呼ぶ者あり、議場騷然〕

○高松正道君　議事の進行に就いて緊急動議があります。

〔「議長々々」と呼ぶ者あり、議場騷然〕

○議長（大岡育造君）　議長の命令を御用ゐにならなければ――（議場騷然）靜に御聽なさい、議長の命令を用ゐなければ――靜に御聽なさい……

〔「議長は誰の議長だ」「詰まらぬ事を言はぬで大切の議事を進行せよ」と呼ぶ者あり、議場騷然〕

○小橋藻三衞君　議長、議事の進行に就て緊急動議があります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　小橋藻三衞君。

〔「登壇々々」と呼ぶ者あり〕

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　靜に御聽なさい。

○小橋藻三衞君　唯今議長は、三木君に對して退席を命ぜられたのでありますが、然るに事實は三木君が議長の制止に對して、反抗したと云ふ事實は無いのであります、（拍手起る）然るに斯の如き間違つたる事實を議長は根據として（「其通り」と呼ぶ者あり）斯る不法なる宣言を爲されるのでありますから、議場は混亂を致して、進行することが出來ないのであります、（拍手起る）故に議長は此事實の相違したることを基礎として宣言せられたる、三木君退席のことを御取消になつて、議場の靜肅を保たれんことを希望するのであります。

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　議長は議長の見る所に間違はありませぬ。

〔「のう〳〵」「議長々々」「速記錄を見ろ」と呼ぶ者あり、議場騷然〕

○鈴木富士彌君　議事の進行に對して緊急動議があります。

○議長（大岡育造君）　鈴木君、何ですか。

〔「登壇々々」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　何の趣旨ですか、議席から御述なさい。

○鈴木富士彌君　議長は三木君に警戒を與へて、其警戒に從はなかつたから、退場を命じたと云ふ趣意の御宣言でありましたが、三木君に警戒を與へたる事實は斷じてありませぬ、（拍手起る）警戒を與へたのは高田耘平君であります、（「其通り」と呼ぶ者あり、拍手起る）故に此事實の有無を取調べられることが先決問題であります。

○議長（大岡育造君）　先づ高田耘平君……

○鈴木富士彌君　先づ御待ち下さい、私は……

〔「議長靜肅に」と呼ぶ者あり〕

〔拍手起る〕

○鈴木富士彌君　故に此事實の有無を取調べる爲めに、休憩を致しまして、速記錄を御取調を願ひます

〔「ひや〳〵」「贊成々々」「必要無し」「採決々々」と呼ぶ者あり〕

○三木武吉君　私は一寸申して置きたい。

○議長（大岡育造君）　御待ちなさい、此問題を解決する爲めに休憩をすると云ふことは、今其必要を認めませぬから、此問題を留保して……

〔「のう〳〵」と呼ぶ者あり、議場騷然〕

○議長（大岡育造君）　唯今動議がありますから、動議の決を採ります。

〔「採決の問題に非ず」と呼ぶ者あり〕

○小橋藻三衞君　議事の進行に付て意見があります

○三木武吉君　私は議長の警告を爲したるや否やと云ふ事に付ては、何等の事實がございませぬ、併し若し議長が適法に私に退場を命ぜられたと云ふならば、私は其退場の命に從ふのであります、併ながら若し議長が暴なる退場の命令を私に下された場合には、私は應ずることは出來ない、何が故ならば、此重要なる普選議案に於きまして、政府若くは議長に於て、吾々贊成者の數が、一人若くは二人の差に依て此運命を決定するやうな危險な場合に遭遇したと假定しなさい、議長は吾々議員に對して、一々暴なる退場を命じて採決を爲し、以て我等の――（拍手起る）議長は斯の如き職權濫用をしてまでも、以て政府に忠勤を擢んでなければならぬと云ふのでありますか、私は議長の再考を願ふのであります――動議の採決を願ひます。

〔「ひや〳〵」と呼ぶ者あり〕

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　一應御聽なさい。

○小橋藻三衞君　議事の進行に就て意見があります

○議長（大岡育造君）　一寸御聽なさい、三木君の仰しやる意味の事は毛頭無いのであります、若し其事があれば、此問題を後で決することに致します。

〔「のう〳〵」と呼ぶ者あり、議場騷然〕

○小橋藻三衞君　議事の進行に就て意見があります

〔「採決を願ひます」「議長々々」と呼ぶ者あり、議場騷然〕

○小橋藻三衞君　議事の進行に就て緊急動議があります。

○小山松壽君　御採決になつたら如何でありますか

〔「ひや〳〵」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岡育造君）　靜になさい、私は此席より三木君に警告を致した積りでありますが、聞えなければ……

〔「のう〳〵」と呼ぶ者あり、議場騷然〕

○小橋藻三衞君　議事の進行に付て意見があります

○議長（大岡育造君）　聞えなければ（議場騷然として聽取する能はず）取消します。

○小橋藻三衞君　議事の進行に就て意見があります

○議長（大岡育造君）　議長の言ふ所を靜に御聽を願ひます、議長は……（「謹聽々々」と呼ぶ者あり）御聽なさい、是は何か誤解があるやうであります（

「のう〜」と呼ふ者あり）總理大臣が私に（議場騷然聽取する能はす）を求められたる如き事を御覽なさつて、それが三木君に及ぶものの如くに誤解があるやうであります（「のう〜」と呼ふ者あり）是は總理大臣より發言を求められたのでありまして……（「まだ早い」と呼ふ者あり）

○小橋藻三衞君　議事の進行に就て意見があります

○議長（大岡育造君）　發言なさい。

○小橋藻三衞君　唯今議長の三木君に對して退席を命ぜられたと云ふ事件は、非常なる紛糾を來しまして、此神聖なる議長の宣言も議場も遵奉しないと云ふことは、甚だ悲しむべき事柄でありまして、斯樣な紛擾を惹起された原因と云ふものが、要するに議長が三木君に警告を與へられて、而して三木君が之を肯かなかつたと云ふことの事實が有るか無いかと云ふことを調査すれば、分明となるのであります、（「ひや〜」と呼ふ者あり）此調査を致さずして議長が執拗にも此宣告を遂行せんと致されまするならば、我が神聖なる帝國議會の此憲法史上に、非常なる汚辱を貽すのであると思ひます（「ひや〜」と呼ふ者あり、拍手起る）又吾々の尊敬する議長は反對黨を徒らに退席せしむると云ふ如き卑劣なる心事を以て御在でにならないと云ふことは、吾々の信ずる所であります故に吾々は此事實を分明に調査する爲めに、速記錄を調べる爲めに、暫く茲に休憩せられんことを要求致すのであります。

（「贊成々々」と呼ふ者あり）

〔拍手起る〕

○議長（大岡育造君）　洵に御注意は難有うございますが、是は實に重大なる討議中でありますから、若し私が過ちがあれば、此後で十分御始末を願ひます

〔議場騷然〕

○小山松壽君　議長々々。

○議長（大岡育造君）　小山君。

○小山松壽君　私は唯今發言の許可を得ましたから此場合議長に御尋致します、先刻鈴木富士彌君より提出致しました速記錄調査に關する休憩の動議は議長は、之を採つて、休憩するや否やを採決するとの御宣告がありました、而して唯今又國民黨より、小欄君てありましたか、御提案になりました事は同一の事に屬するのであります、故に議長は先刻の鈴木富士彌君の動議に對して、採決すべしとの御宣言の御決行にならんことを望みます。

（「動議に非らず、議長に要求する德義上の問題であります」と呼ふ者あり、其他發言する者多く議場騷然）

○議長（大岡育造君）　休憩致します。

午後三時三十二分休憩

午後四時二十八分開議

○議長（大岡育造君）　休憩前に引續き會議を開きます此場合議長より一言致します、先刻三木君に議長は注意を與へたる確信を以て、即ち議長は宣告を致しましたが、彼の場合徹底致しませぬ趣で、即ち宣告が徹底せざるが爲に取消すことも申しましたけれども、それさへも亦徹せざる有樣でありました、重ねて茲に言明を致して置きます、尙ほ議事の進行に關して休憩を求められたのであります、既に御希望に從つて休憩を致しましたことでありますから、別に採決を致さずとも宜からうと存じます。

○三木武吉君　議長。

○議長（大岡育造君）　三木君。

○三木武吉君　議長は私に對して屢々制止を爲したるに拘らず、之に肯ぜざるが故に退場を命ずると云ふことの御宣告を先刻爲さいました、唯今伺ひましたらば、其宣告を御取消になると云ふのではなくて其事すら徹底しないと云ふ意味で、闇から闇へ葬らるるやうであります、私固よりそれに對して異議を申す譯ではありませぬ、唯だ議員の重要なる權利を議長が徹底せざる行動に依つて、其行使を妨げんとするが如き事は、議院政治の上に於て由々しい大事と私は思ひます（「ひや〜」と呼ふ者あり）併ながら此事柄に付ては、既に各派交涉會に於て、議長の行爲が輕擧なりしと云ふことを認め、議長に警告をせられ、議長は之に對して謝せられたりと云ふ事實を私は傳へ聞いたのでございますから、是れ以上追窮致すことは餘り欲しないのでありますが、併ながら斯の如き事を屢々繰返さるゝことに依つて（笑聲起る）議院の神聖と云ふものは根本より破壞せられ、議員の發言權と云ふものは根抵より破壞せらるるのでございますから、失禮ながら私から議長に對して此機會に於て御警告を申上げて置かうと思ひます（拍手起る）

○議長（大岡育造君）　小川平吉君。

〔小川平吉君登壇〕

〔拍手起る〕

○小川平吉君　次に國民黨の關君の述べられました御議論は、此改正案に對して比較的適切なる關係を持つて居るやうに伺ひました、其議論に曰く今日は勞働問題と云ふものが非常に八釜敷なつて參つた同盟罷工の如き頻々として勃發する、且又此の勞働者の狀態が追々に惡く化して參る之を直さんが爲めには普通選擧を斷行するに如くはなし、斯樣な意見に承りました、併ながら成程同盟罷工は頻々として勃發する、勞働者の狀態も多少惡化する傾がある、是れは私も認めるのであります、併ながら其の原因に遡つて見ますれば即ち此の歐洲大戰に基く所の經濟上の激變、並に戰後世界に於ける所の動搖せる思想界の影響を受けて、我國に於いても亦多少動搖を來したるものと認めるのであります、此の原因は決して選擧權が少い――普通選擧を行はないからして斯の如き事實が現はれ來つたものと私は認めることが出來ないのであります、此等の問題に對しましては、國家としては相當なる取締をもいたすことの必要があるでありませう、又或は勞働保險法を制定するとか、或は失業者保護の法律を拵へるとか、職業紹介所を拵へるとか、更に進んでは根本的に敎育を普及せしめ、道德を振興し、以て此等の難問題の解決を圖らなければならぬことは勿論であります、併ながら是が普通選擧を斷行したからして、此勞働問題の解決が出來る、又勞働者の惡化する事を防ぐと云ふが如きことは、私は信ずることが出來ないのであります、（「ひや〜」と呼ふ者あり）恐らくは間接に於て多少の効果があるかも知れぬ併ながら此普通選擧を執行したが爲めに、斯の如き問題の解決が出來ないと云ふことは、歐羅巴諸國に於ける實例を見ても、亞米利加に於ける所の實狀を見ましても、明に之を察することが出來るのである、否、此同盟罷工、此勞働狀態の惡化した所の原因が、如何であるかと云ふことを研究致しましたならば、決して是は普通選擧を執行せざるが故なりと斷定を下すことは出來ないのであります、此故に此點に向つても、私は贊成を表し難いのであります、又最も吾々の今注目を致さなければならぬ所の論點は、國民が追々普通選擧を要求して居る普通選擧要求の叫びが頗る旺になつたと云ふ御議論であります、成程此普通選擧要求の聲は追々と高まつて參つた、一部國民の自覺致した所でありませう、併ながら此普通選擧要求の叫びなるものも吾々の見る所を以てすれば、僅に國民の一部分に過ぎないものであると思ふのであります、（「のう〜」「ひや〜」と呼ふ者あり拍手起る）諸君、私は茲に憲政會の齋藤隆夫君の昨年に於ける演說の一端を（「昨年の演說が何だ」と呼ふ者あり）御紹介しやうと思ふ、齋藤君は此院外に於ける所の運動に對して斯の如く述べられて居ります、是は齋藤君の說であります「今日院外に於ける普通選擧の運動は、頗る盛のやうであるけれども、私は斯樣な事を以て普通選擧の運動盛なりとは見て居らぬのである、それは學生や若い所の人間の前に立ち若くは勞働者の前に立つて汝等に權利を與へるに依つて騷げと言つたなら、騷くでありませうけれども是位の事を以て普通選擧の運動其効を奏したりと思つて居つたならば、是は非常な間違である私は田舍の隅々に到るまで、鋤を擔ぎ肥桶を擔いで居る百姓に至るまで、自ら覺醒して、所謂衷心より國家の何物たるか、政治の何物たるか、政權の何物たるかを自覺して此要求の聲を高めしめたならば、吾々は此聲に應じて彼等に權利を與ふるべく努力することに於て、人後に落ちる者ではないのであります」斯樣に齋藤君は述べられて居る、私も大體に於ては此齋藤君の御說に贊成せざるを得ぬのであります、成程都會に於ける勞働者學生等の一部に於ては、頻りに普通選擧を要求して、示威運動を行つて居ります、併ながら全國の大部分の國民は、今日斯の如き急激なる變革を希望して居らないと私は信じて居るのであります、（拍手起り「のう〜」と呼ふ者あり）故に此點に付きましても遺憾ながら贊成をすることは出來ぬのであります（「二十六議會に於ける小川君の意見は如何」と呼ふ者あり）諸君、申す迄もなく選擧法は憲法附屬の大法律であります、僅に昨年之を吾々は改正を致したばかりである、昨年の改正に至る迄の道行は如何でございましたか、十數年前に於きまして既に衆議院議員の選擧法改正の議は議會に現はれ、政府に於ても既に再度迄選擧法改正の調査會を設け、度々此の衆議院の議に上りました末に十餘年を經て而して漸く昨年の春上下兩院を大多數を以て通過した所の今日の法律であります、此憲法附屬の最も重要なる法律を、未だ曾て一回も實行を致さない、改正を大多數に依て議決したるより未

だ一年の歳月を經ない、然るにも拘らず輕忽に之を變改すると云ふが如き事がありましたならば、立法の威嚴何處にありや、議院の信用何處に在りやであります（拍手起り「のう〳〵」と呼ぶ者あり）國民に果して斯の如く朝夕に變改するところの議院に向つて安心して國政を託することが出來るでありませうか（拍手起り「のう〳〵」と呼ぶ者あり）斯の如くにして憲法政治の健全なる發達を望むことが出來ますか（拍手起り「のう〳〵」と呼ぶ者あり）私は斷じて然らずと答へるのであります、諸君、齋藤君も引用をせられましたが、彼の議院政治の元祖たる、憲政政治に就ては世界各國民の尊敬と信用とを受くる所の彼の英國の選擧權擴張に關する歴史は如何でございますか、英國に於て初めて所謂普通選擧案なるものが議會に現はれましたのは一千七百八十年、即ち今より百四十年前であります、其後一千八百三十二年に御承知の通り第一回の改革を致して居る、選擧權の擴張を致して居る、此一千八百三十二年に於ては、諸君も御承知の通り、最早蒸氣力の應用、機械力の應用が盛になり、人口は漸々と都市に集り來つて、國民の普通選擧の叫びはそろ〳〵と起つて居るのであります、然るに此一千八百三十二年の改革は如何であるか、依然として財産に關する制限を設け、即ち一定の價格ある所の不動産の所有者若くは占有者に限つて選擧權を與へて居ります（「違ひます、まだあります」と呼ぶ者あり）而して此時に於て縣に於ける選擧人の數は、二十四萬七千より僅に三十七萬人に增加したのである、市に於ては十八萬八千が二十八萬六千に殖えたのである、其後如何なる經過を經て居るのでありますか、其後年を經ること數十年、一千八百六十七年に至つて、初めて再度の改正を致して居る、即ち一千八百三十二年の第一回の改革を距ること三十五箇年の後に至つて、再度の改革を行うて居ります、諸君、此再度の改革即ち一千八百六十七年に於ける所の英國の狀態は如何でございましたか是より先き既に一千八百四十八年に於ては彼の五百七十萬人と云ふが如き多數の連署を以て、普通選擧の斷行を議會に請願をして居るのであります、之と同時に勞働時間を八時間に短縮する所の請願も出て居る、當時英國の狀況は、海外の貿易は旺盛を極め、非常なる進歩を致して、人口は益々都會に集中をし、勞働者の組合は盛に全國に起つて、是等勞働者並に多數の國民は、即ち普通選擧の要求を絶叫致したのであります、斯の如くにして一千八百三十二年より三十五年を經て、而して漸く一千八百六十七年の第二回の改革が出來た、此第二回の改革に於ても、依然として財産上資格を必要として居るのであります、即ち茲に細かく申上ぐる必要は無いと考へまするけれども、郡部に在つては、一年五磅の地代を收入する所の土地の所有者、一年十二磅を拂ふ所の借地人、都市に在つて家主と借家人とを問はず、苟も一家に定住して租税を納付する者、及一年十二磅以上の借料を拂ひ、一箇年の間家を借りて居る所の借室人等に選擧權を與へた、英國の狀態は人民の智識の程度も進歩し、國民自ら選擧權を要求して居る、勞働組合の如きは多數全國に出來た、其通商貿易は旺盛を極め、國民の進歩著しきにも拘らず、此一千八百六十七年に於ける所の改革は、唯今申上げる通りで、矢張財産上の制限を存して居るのであります、是よりして降つて殆ど六十年を經たる所の昨年、未曾有の大戰爭を經て、老若男女悉く國家の爲めに働いて居る、一面に於ては無論産業の狀態も非常なる變化を致して居る、此昨年即ち一千九百十九年に至つて初めて普通選擧を實行する事が出來たのであります、諸君、英國の歴史は斯の如くであります、吾々は彼の英國人を以て最も議院政治に堪能なるものとして、之を賞讚することに於ては齋藤君と同じく、又世界各國の國民と同じく常に尊敬を拂ふに吝ならざるものであります、之に反して彼の羅甸民族は如何でありますか、南米に於ける伯剌西爾、祕露、是等羅甸民族の狀態は如何でありますか、其性急なる性格、感情に激し易い所の性質、彼等は如何に議院政治を運用致して居りますか、十年若くは十五年にして再び三たび憲法を改正して居る、憲法を改正してまだ足らずして、終りには腕力を以て内亂を起し、墨西哥の狀態然り、伯剌西爾然り、祕露然り、此憲法を改正する時には、彼等と雖も勿論多數を以て之を決定致して居る、翌年に至つて又之を改正する時は、勿論多數を以て之を決定して居るのである、其時に於ては即ち多數の是なりとする所を以て決定いたしたに違ひないのであります、併ながら感情に趨り易い性急なる性質、事を取急いで、秩序を重んぜない此羅甸民族の短所は遺憾なく議員政治の上に發揮致して居ります、此の如く憲法を變へ法律を變ふるが故に、議院の信用は段々薄らいで來る、國家の威嚴は地を拂つて來る、遂には内亂を生じて底止する所なしと云ふ有樣である、吾々は「アングロサクソン」人を學ぶか、羅甸人を學ぶか、曾て帝國憲法が發布になりました時分に、歐羅巴の人々は之を評して日本帝國の國民は感情に激し易い國民である、性急なる國民である、果して議院政治の運用を完全にすることが出來るであらうかどうかと云ふ疑を懷いた人があつた、是は諸君も御承知でありませう、吾々は羅甸民族の爲す所に傚ふことを欲しないのであります、願くは「アングロサクソン」人の爲す所に傚ひ、秩序を履み、漸を追うて而して選擧權を擴張し、國法を改革すると云ふことが、憲法政治の健全なる發達を促すに就て相當なる順序であると云ふことを信じて疑はないのであります、（「ひや〳〵」と呼ぶ者あり）諸君、一口に普通選擧と言はれるが、何れの點が普通選擧であるかと云ふことは、委員會に於ても問題となつて、既に三派の諸君の中に於ても各々制限の程度を異にして居るではないか、何れの點を以て普通選擧と爲すか、今井嘉幸君の如きは、選擧權の數が百分の三十乃至二十五に達すれば、普通選擧であると言はれた、之も一説でございませう、併ながら今日現はれたる所の三派の案、即ち國民黨の案に從へば、千五六百萬人の選擧有權者が出來る、他の案に從へば千二三百萬人の選擧有權者に過ぎない、一方に獨立の生計と云ふ如きことを以て選擧權の條件と致して居りますが、一方には是は無い、又年齡の點に至つては、或は二十五歳を以て制限とし、或は二十歳を以て制限として居る、要するに制限選擧であります、二十歳の人間と、十九歳の人間と、どれだけの違ひがあるか、二十五歳の人間と二十四歳の人間と何處に違ひがあるか、二十四歳の人間の方が二十五歳よりも能力のある人もありませう、併ながら苟も國家が選擧權の標準を定むる以上は、適當なる所に持つて行つて標準を定める必要があるからこそ、諸君に於ても二十五歳と云ふ制限をし、或は二十歳と云ふ制限をする、要するに年齡の制限に外ならぬ、果して然らば吾々の方針と何の異なる所があるか、吾々も選擧權擴張を以て其方針とし、既に明治三十二年に於ても、御承知の通り選擧權の擴張を爲して居る、昨年に於ても亦彼れが如く大擴張を行つて、百五十萬人の選擧人を增加して、殆ど三百萬人に達せんと致して居る、十圓の納税資格を低下して三圓になつたと云ふ有樣であります、吾々も亦選擧權を擴張する方針に於ては、毫も諸君と異なる所は無いのである、今後若し國情に於て必要がございまするならば、漸次此制限を擴めることに於ては、何等異論を懷く者でない、唯た吾々は最も穩健なる改革を望む者である、急激なる變化を好まぬ者であります秩序ある進歩を冀ふものである、此點に於いて諸君と考へを異にして居ると云ふに過ぎないのである、諸君、選擧權の擴張は今後徐ろに國情の變化を見、國民の狀態を察し、必要に應じて之が改革を企つるも未だ以て遲しとせずと私は考へて居る、諸君、御承知の通り今回の議會は、彼の朝鮮よりして此衆議院議員選擧法施行の請願が出て居ります、千五百萬の人口を有する所の同胞、文化の程度相當に發達したる所の同胞、此朝鮮よりして衆議院議員選擧法施行の請願が出て居ります、是等の事も大に此種々なる事情を考察して衆議院議員選擧法を朝鮮に施行するや否やと云ふことに向つても、十分なる考慮を拂はなければならぬことであると考へる、昨年改正致した所の法律を直ちに今日改正すると云ふが如き突飛なる改正には吾々は何處までも賛成することが出來ないのであります、以上の理由に依て委員長の報告を賛成し、原案反對を表する者でございます。

○議長（大岡育造君） 原總理大臣。

〔國務大臣原敬君登壇〕

〔拍手起る〕

○國務大臣（原敬君） 諸君、唯今議題と相成つて居ります衆議院議員選擧法に關する政府の意見は、委員會に於て既に陳述致したのであります、又先刻特別委員長に依つて審かに報告せられて居るのであります、故に最早重ねて述ぶるの必要は無いのでありますけれども、併ながら此案の重大なるに鑑み、國民の休戚に極めて重要なる事柄でありますが故に、重ねて之を繰返して政府の所見を明瞭に致して置きたいのであります、（「高聲に願ひます」と呼ぶ者あり）委員會に於ても述べましたる如く、政府に於ては選擧權擴張に更に異論の無いことである、又實際歷代内閣に於ても、此方針を執り、現内閣に於ても、選擧權擴張の方針を執つて、昨年既に提案も致し、兩院大多數の賛成を得て新法律が成立を致した

のであります、故に選擧權を漸次に擴張することに異議なきのみならば、此方針を執り、又此方針に依つて其擴張を實行致して居るのであります、此點に於ては恐らく國民の明かに認むる所であらうと考へる、然るに昨年大多數を以て兩院を通過致した新衆議院議員選擧法を、今回又再び改正せられんとするのでありまして、之に向つては政府は反對せざるを得ぬのである、（「事情の變化に依る」と呼ふ者あり）凡そ法律はときの宜しきに從つて改正しなければならぬことは、何人も異論の無いことでありますが併しながら憲法附屬の大法とも稱する衆議院議員選擧法を昨年是なりとし、今年非なりとして、之れを改正いたすと云ふことは、果して國民の希望するところであらうや、左樣にいたしては法律の信用を保ち、議會の權威を如何にせん、而已ならず憲法政治は如何にして發達するか、國民に安心を與ふることが出來るか、所謂朝令暮改、如何にして國民は信用を置くことが出來るか、之れが第一に反對せざるを得ぬ理由であります、固より國情の如何に依つて漸次擴張することは適當なる話、既に納稅資格十圓を三圓に低下致したのも、此趣意である、住居一年を六箇月に低減致したのも、此趣旨に外ならぬ、而して此事は衆議院議員選擧法に於て、憲政會の諸君も、國民黨の諸君も、皆な賛成せられた事柄である唯だ程度を異にして、納稅資格を二圓と云ひ三圓と云ふ僅かな相違であつて、大多數に於て、納稅資格を認むると云ふことに向つては、議論の無かつたことである、故に大多數を以て通過したのであります然るに僅か一年も經たぬ内、而も未だ之を實行せざるに當つて之を改正する、成程一個人の行狀でありますならば、過を知つて直ぐに改めることは適當の事であります、（「其通り」と呼ふ者あり）朝令暮改と人が評しやうが、非なりと見て改むるは寔に美德でありませう、併ながら憲法政治は左樣には參りませぬ、（「のう〱」と呼ふ者あり）國民の代表者として、大多數を以て賛成を致して此法律が成立して居ります、國民は次の選擧に此法律に依つて施行せらるるものなりと確信を致して居るのであります、（拍手起る「のう〱」と呼ふ者あり）一年も經たぬ内に之を改正する、若し之れを改正して此次の議會に——第四十三議會に復た改正すると云ふやうなことがあつたら如何なさるのであるか、（拍手起る）左樣に致しては憲法政治の發達はどうであるか（「三百々々」「無禮を言ふな」と呼ふ者あり）故に政府は之に反對せざるを得ないのであります、故に政府の反對を致さざるを得ざる所以は、此選擧資格中の最も重要なる納稅資格の關係でございます先刻委員長も報告せられたる如く、今回の提案は皆な違つて居る、此提案を以て普通選擧なりと一概に稱せらるるけれども、各案共に皆異つて居る、唯だ其異つたる條件中に於て、一貫したるものと認むべきものは、納稅資格の撤廢である、（「其通り」と呼ふ者あり、納稅資格の撤廢も選擧資格の一つであります、選擧資格の一箇條に違ひない、故に國情の許す時に於ては、丁度十五圓を十圓に致し、十圓を三圓に致したのでありますから、更に之を低下することは宜しい、又其時の國情が許すならば、之を撤廢するも更に異論の無いことである、併ながら今日は昨年新法を決議したる後一年にして、如何なる事情の變化に依つて之をやるかと言へば、國際聯盟の成立其他色々事情はありますけれども、以て此大法律を變へる理由とはならぬのであります、加之此納稅資格撤廢の理由として、提案者の說明を承るのに單純に納稅資格を撤すると云ふ選擧法の一手段に、更に加るに之を撤廢するには如何なる意味で撤廢するかと云ふと、斯う承る、漸次に國民の多數に選擧權を與へると云ふ、單純なる意味に非ずして、階級制度を打破する現狀を打破する、單純な此選擧權の擴張に非ずして、之に撤廢する理由の根本理由は、現在の社會の狀態を打破すると云ふ意味に聞える、（拍手起る「改良だ」と呼ふ者あり）即ち納稅三圓と云ふものは、隨分國民に取つては非常なる多額の稅ではありませぬ、之を一階級と見らるるも御隨意である、併しながら階級を打破するが根本の目的にして、（「打破ぢやない」と呼ふ者あり）而して納稅資格を撤廢すると云ふことであれば、現在の社會の組織に向つて脅迫を與ふるものである、斯樣に認めざるを得ない、（拍手起る）それでは國家が如何に成るでありませうか、甚だ危險なるものと考へて政府は御同意が出來ない、（「のう〱」「何が危險だ」と呼ふ者あり）而も是は從來行はれ來つた所の選擧權擴張は、程度の問題である、此の一事に至つては、程度に非ずして原則の問題である、餘程重大なることと政府は考へ、さうして斯樣な事を成立一年も經たぬ内に、此大變革を與ふると云ふことは政府は同意は出來ないのであります、之を要するに所謂世界の進運に應ずることは、勿論必要である、國情の如何を顧みることは、最も必要なる事でありますが、其國情の如何に依つては、漸次に納稅資格に限らぬ其他の條件に於ても段々擴張致して國民に多くの選擧權を與ふると云ふことは、更に政府は異議の無い所、蓋し亦國民の希望する所であらうと考へる、唯々今日唯今斯の如き大法律を容易に變へると云ふことに於ては、議會の威信にも關し、憲政の發達にも影響を及ぼし、國民の幸福安寧を進むる所以の道ではないと考へる（拍手起る「のう〱」と呼ふ者あり）而已ならず世界の變化と云ふ事を屢々口にせらるるが、是も委員長の報告に、既に私の意見として述べてあることを報告せられましたが、世界には種々の變化を來して居ることは事實であります、併し歐米と日本との變化の狀況程度が違ふと云ふことは、識者の認むる所であります、彼の國が斯樣であつたがと云ふことを以て日本を律することは出來ないのであります、即ち歐米殊に歐洲に在つては、五年間眞に國力を擧げて戰つたのであります、政治上の變化を來したること怪しむに足らぬ、物質上の變化を致したことも亦怪しむに足らぬ、故に大なる變化を起して居ることは何人も認むる所であるが、日本も同樣の變化を來して居ると云ふことは誰も認むる所でない、（拍手起る）唯だ此波動を受け世界中の影響を受けて、日本も相當の變化を致して居るのでありますから、之に對しては諸般の法律を改正し、新たなる施設を致し、此進運に應じなければならぬことは、刻下最も急務とする所でありますけれども、斯の如き憲法附屬の根本法とも謂ふべき衆議院議員選擧法を容易に變へると云ふことは、決して國家の利益を圖る途ではないと考へる、（「のう〱」「ひや〱」と呼ふ者あり）冷靜に考へれば、此判斷は間違ないのであります、而も社會の現狀を脅し、院の內外相應じて無理押しにも之を決定せんとするが如きは、思はざるも甚しきことである（拍手起る「のう〱」と呼ふ者あり）故に是は冷靜なる判斷を諸君に希望するのであります、此議場を見渡しても、唯今提案せられたるやうな議論には恐くは多數の諸君は同意せられないと思ふ、（「のう〱」と呼ふ者あり）併ながら斯樣な重大なる問題でありますが故に、單に此議場に如何なる結果を即ち議場に於て否決せられたとか、通過致したと云ふことばかりを以て、此案の解決を完く致したものとは見られないのであります、（「謹聽」と呼ふ者あり）故に政府の考ふる所では、此議場に於て決して成立しやうとは考へませぬけれども、左りながら此重大なる案は國民の公平なる判斷に訴へる外ないのであります、是が果して政府の主張が是なりとするか、非なりとするか、國民は果して諸君の提案を是なりとするか、非なりとするか、是は國民の公平なる判斷に訴へる外ないのであります（拍手起る）此の事は蓋し憲政上至當なる處置なりと考ふるが故に茲に政府の所信を新に表明致して置く次第であります。

（拍手起る）

○三木武吉君　議長——議長。

○議長（大岡育造君）　三木君、何ですか。

○三木武吉君　私は唯今の總理大臣の言明に就て質疑を致したいと思ひます、（「無用々々」と呼ふ者あり）總理大臣の言明に對して質疑を致したいと思ひます。

○議長（大岡育造君）　詔勅が下りました、起立を希望します。

「總員起立」

○議長（大岡育造君）　別紙詔書及傳達候也、大正九年二月二十六日、內閣總理大臣原敬、衆議院議長大岡育造殿。

朕帝國憲法第七條ニ依リ衆議院ノ解散ヲ命ス

「「萬歲」と呼ふ者あり」

○議長（大岡育造君）　散會。

午後五時十二分散會

第四十二回帝國議會衆議院　終

第四十乃至第四十二議會に於ける重要人物

編纂言

本卷に輯客したる議會に於ける重要人物にして、小照小史掲載済の者は左の通である。

第二卷
一八二八頁＝田　健治郎
一八二九頁＝黑田長成　德川家達
一八三〇頁＝清棲家教
一八三一頁＝齋藤珪次
第三卷
二〇〇三頁＝原　敬
二〇〇五頁＝寺內正毅　中橋德五郎
第四卷
二一三二頁＝後藤新平
二一三七頁＝內田康哉　齋藤　實
二一三八頁＝水野錬太郎　白仁　武
第五卷
二〇九三頁＝道家　齊
二〇九四頁＝犬塚勝太郎　山縣伊三郎
二〇九五頁＝仲小路廉　古賀廉造
二〇九七頁＝岡田良平　淺田德則
內田嘉吉
二〇九九頁＝岡本英太郎　大岡育造
二一〇〇頁＝市來乙彥
第六卷
一六七七頁＝嵜川才四郎
一六七八頁＝勝田主計　神野勝之助
一六七九頁＝床次竹二郎
一六八〇頁＝加藤友三郎
第七卷
一九六二頁＝中村是公　志水小一郎
渡邊董之介　豐島直通
谷田三郎
一九六三頁＝幣原喜重郎　宮尾舜治
上山滿之進　松浦鎮治郎
田所美治
一九六四頁＝西、野元　小川平吉
岡　實　中村　巍
一九六五頁＝淺川敏靖　森本邦治郎
野中　清　戸水寬人
一九六六頁＝下村　宏
押川則吉　有松英義
第八卷
一七五〇頁＝小橋一太　中西清一
一七五一頁＝福井三郎　山內確三郎
山本達雄
一七五二頁＝野田卯太郎　赤司鷹一郎
一七五三頁＝山崎達之輔　高橋是清
德川賴倫　松室　致
一七五四頁＝志佐　勝　鈴木喜三郎
第九卷
一五〇一頁＝小野義一　藤田敏郎
杉山四五郎
一五〇三頁＝德川慶久　堀田　貢
横田千之助
一五〇四頁＝馬場鍈一　大島健一
若宮貞夫
第十卷
一四四一頁＝細川護立　俵　孫一
一四四三頁＝嘉納德三郎　本野一郎
濱田國松　關場偵次
寺田　榮　小幡酉吉
河田　烈　村上隆吉
一四四四頁＝塚本清治　永田秀次郎
山縣治郎　副島千八
勝　正憲　近藤三郎
山田隆一

（第四十議會）
政府委員海軍次官
栃內曾次郎

君は岩手縣士族栃内元吉の弟にして、慶應二年六月を以て生れ、大正二年九月分家して一家を創立す明治二十一年海軍少尉に任じ、大正九年海軍大將に

累進す、其間扶桑水雷長、海軍省副官兼海軍大臣秘書官、宮古、武藏、八幡、吾妻各艦長、英國大使館附武官海軍省軍務局長、海軍技術本部長、横須賀海軍工廠長、第一艦隊司令官、海軍次官、臨時海軍建築部長兼海軍將官會議々員、第一艦隊司令長官兼聯合艦隊司令長官、軍事參議官に歴補し現時閑地にあり日清日露の役に功あり、功四級金鵄勳章を賜はる。

天岡直嘉

第四十議會
政府委員
遞信省貯金局長

君は故天岡通劍の長男にして、明治十三年十二月を以て生れ、同十四年七月家督を相續す、同三十九年東京帝國大學法科大學を卒業し、文官高等試驗に合格し、內務屬內閣書記官兼法制局參事官、爲替貯金局長等に歴任し大正十三年六月休職仰付けられしが現時賞勳局總裁たり。

鶴見左吉雄

第四十議會
政府委員
農商務省水産局長

君は石川縣士族先代有成の長男にして、明治六年九月を以て生れ、同二十一年二月家督を相續す、同三十二年七月東京帝國大學法科大學を卒業し、文官高等試驗に合格し、岩手、兵庫各縣參事官、兵庫、三重各縣內務部長、農商務書記官兼外務書記官、製鐵所理事、農商務省水産局長、同省山林局長、同省商務局長、農商務次官等を歴任し、大正十三年六月辭職す。

山根正次

第四十議會
衆議院全院委員長

君は山口縣士族山根孝仲の二男にして、安政四年十二月を以て生れ、明治二十九年家督を相續す、夙に東京大學醫學部を卒業し、歐洲各國に留學して法醫學を修む、曩に警察醫長、醫務局長、警視廳第三部長を歴任す、又東京市會議員、同參事會員、法律取調委員、日本醫學專門學校長等に擧げられ、衆議院議員に當選すること六回に及ぶ、現時醫を業とす

富島暢夫

第四十議會
衆議院決算委員長

君は廣島縣富島平助の弟にして、富島歌郎の兄なり、文久二年十一月を以て生れ、明治二十九年三月分家して一家を創立す、同二十三年帝國大學法科大

學を卒業し現時辯護士を開業す、曾て大阪始審裁判所、松江、横濱各地方裁判所判事を歴補し、廣島市會議長に擧げられ、又衆議院議員に當選すること五回に及ぶ。

（第四十議會）
政府委員外務省政務局長
埴原正直

君は山梨縣埴原辨一郎の長男にして、明治九年七月を以て生れ、同三十五年八月家督を相續す、同三十年東京專門學校英語政治科を卒業し、翌年外交官領事官試驗に合格して公使館三等書記官、大使館三等書記官、同二等書記官、同一等書記官、外務書記官、總領事、通商局長、政務局長、外務次官、華府會議全權委員等に歴任し、米國駐在特命全權大使たりしが現時閑地にあり。

伊藤萬太郎

第四十議會
政府委員
戰時保險局技師

君は愛知縣佐藤兵衞の長男にして、明治三年六月を以て生れ、同二十一年先代さきの養子となり家督を相續す、同三十一年七月東京帝國大學理科大學を卒業し、同三十四年農商務省より保險事業調査の爲め獨逸に派遣せられ、同三十七年歸朝後農商務技師に任ぜられ、保險事業監督事務に從事し、大正六年保險課長に就任、同十年十一月官を辭し第一生命保險相互會社常任監査役に就任す。

片山義勝

第四十議會
政府委員
戰時保險局長

君は京都府士族片山龜次郎の長男にして、明治十年四月を以て生る、同三十七年東京帝國大學法科大學を卒業し、文官高等試驗に合格し、農商務大臣秘書官兼參事官、同書記官、戰時保險局長等に歴任す其間二回歐米に差遣さる、後官海を辭し、南滿鐵道會社に理事たりしも現時朝鮮銀行に理事たり、大正八年法學博士の學位を受く。

黒田英雄

第四十一議會政府委員
大藏省參事官

君は岡山縣士族黒田一道の長男にして、明治十二年九月を以て生る、同三十八年東京帝國大學法科大學を卒業し、同年文官高等試驗に合格し、大藏省參事官兼大藏大臣秘書官、大藏省銀行局長に歷任す、現に大藏次官たり。

山田三良

第四十一議會政府委員
法制局參事官

君は、奈良縣山田純精の弟にして、明治二年十一月を以て生れ、同二十六年八月分家して一家を創立す、同二十九年帝國大學法科大學を卒業し、大學院に入り國際私法を專攻す、法典調査會起草委員補助として、法例の立案を補助し、同三十年十月歐米に留學を命ぜられ、同三十四年七月歸朝、直に東京帝國大學法科大學教授に任ぜられ兼ねて法制局參事官たり。

大塚常三郎

第四十一議會政府委員
朝鮮總督府參事官

栃木縣大塚喜平治の三男にして、明治十三年三月を以て生れ、後分家して一家を創立す、同二十八年東京帝國大學法科大學英法科を卒業し、朝鮮總督府書記官、同參事官、內務局第二課長、內務局長、中樞院書記官長等に歷任せり。

(第四十一議會)
貴族院懲罰委員長
山川健次郎

君は舊會津藩士山川尚江の二男にして、故元帥大山巖夫人捨松は其妹たり安政五年七月を以て生れ、明治二年上京して英學を修む、同四年工學修業の爲め普國留學を命ぜられ、後米國に轉じ、エール大學に入り、在留五年バチエロル、オヴ、フイロソフイーの學位を受けて歸朝す、爾來開成學校教授、東京大學理學部及同理科大學教授、理科大學長を經て東京帝國大學總長に陞任す、後之を辭し、同三十七年貴族院議員に勅任せらる、九州帝國大學創設せらるゝや同大學總長の任に就き、再び東京帝國大學總長に轉じ、東宮御學問所評議員、學習院議員を兼ぬ、大正四年勳功に依り、特に華族に列し、男爵を授けらる、現時樞密顧問官にして又東京、九州各帝國大學名譽教授に擧げられ學界に畏敬せらる。

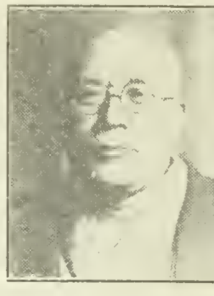

(第四十一議會)
政府委員內務省警保局長
川村竹治

君は舊秋田藩士川村俊治の長男にして、明治四年七月を以て生る、同三十年東京帝國大學法科大學を卒業し、後遞信書記官、東京郵便電信學校教授、多度津、長崎各郵便電信局長、横濱大阪各郵便局長、內務書記官、同參事官、臺灣總督府內務局長、和歌山、香川、青森各縣知事、警保局長等に歷任し曩に羅馬開催第六回萬國郵便會議に委員として參列し、又英佛獨に差遣せらる、後故原敬氏組閣するに及んで、其知遇を受け床次內相の下に次官たり、大正十一年早川千吉の後を享けて南滿洲鐵道會社の總裁たりしも後之れを辭し貴族院議員に勅選せらる、現時臺灣總督たり。

有働良夫

第四十一議會政府委員
農商務省理事

君は熊本縣士族有働宗龍の長男にして明治九年三月を以て生る、同三十三年東京帝國大學農科大學を卒業し、農商務技師に任じ、明治三十七八年戰役中農業視察の爲韓國に出張し、更に同四十三年より大正元年に亘り、産業組合及農業政策の爲歐米に差遣せられ、又同五年より六年に亘り、貿易事業調査の爲濠洲及新西蘭に出張す、現時農林省耕地課長たり又曩に農學博士の學位を授けらる。

潮惠之輔

第四十一議會政府委員
內務省參事官

君は故判事潮恒太郎の弟にして、明治十四年八月を以て生る、同四十年東京帝國大學法科大學を卒業し、同年文官高等試驗に合格し、長野縣事務官內務事務官兼內務書記官、內務省參事官、地方局事務官、內務省衞生局長、同地方局長等に歷任し、現時內務次官たり。

佐々木謙一郎

第四十一議會
大藏書記官

君は東京府佐々木勇之助の長男にして、同與一の從弟たり、明治十五年十二月を以て生る、同四十年東京帝國大學法科大學政治科を卒業す、大藏省會計課長、專賣局部長、專賣局經理部長等に歷任し、現時再び專賣局經理部長たり。

中西六三郎

第四十一議會
衆議院懲罰委員長

君は北海道中西新左衞門の長男にして、慶應二年一月を以て生る、夙に司法官となり、敦賀增毛各治安裁判所判事、札幌地方裁判所判事等に歷補して罷官後辯護士となる、又曩に北海道々會議員、同議長衆議院議員等に推さるゝこと數回にして北海道に於ける知名の士たり。

佐々木文一

第四十一議會
衆議院請願委員長

君は岐阜縣佐々木喜左衞門の長男にして明治元年十二月を以て生れ、同十六年家督を相續す、同二十一年前名文市を改め同二十六年日本大學を卒業す、明治四十一年以來衆議院議員に當選すること四回に及ぶ多年辯護士を業とす、現に東北起業會社々長、鐵道會社取締役たり。

白男川讓介

第四十一議會政府委員
北海道廳土木部長

君は鹿兒島縣士族池田林兵衞の四男にして、明治十三年一月を以て生れ、同十八年七月先代渉の養子となり、同三十一年十一月家督を相續す、同三十九年七月京都帝國大學法科大學を卒業し、同四十二年十一月文官高等試驗に合格す、福井縣三方郡長、富山、新潟各縣警察部長、北海道土木部長、奈良、京都各府縣內務部長、福井、靜岡各縣知事等に歷任せり現時鹿兒島市長たり。

松田道一

第四十一議會政府委員
大使館參事官

君は東京府士族先代道夫の長男にして、明治九年三月を以て生れ、同三十七年十一月家督を相續す、同三十三年東京帝國大學法科大學法律科を卒業し、同三十四年文官高等試驗に、同三十五年判檢事登用試驗に合格す、外務省參事官、同飜譯官等を經て同四十年公使館三等書記官として白耳義に、大正六年大使館參事官として伊太利に、同十年同佛國に駐箚し、尋て外務書記官、同條約局長等に歷任す、大正十年瑞西ジュネーブに於ける國際聯盟總會同十年同第三回會議に、何れも帝國代表隨員を、同十一年和蘭海岸に於ける戰時法規改正委員會に於ける帝國委員を命ぜらる、又國際聯盟帝國事務局長たりしことあり、現時伊太利特命全權大使たり。

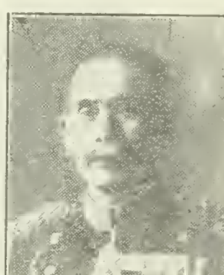

(第四十一議會)
政府委員陸軍次官
山梨半造

君は神奈川縣山梨岩吉の弟にして、元治元年三月を以て生れ、明治二十九年三月分れて一家を創立す先是同十九年陸軍步兵少尉に任じ、爾來累進して大正十年陸軍大將に陞任し、同十四年五月豫備役となる、其の間步兵第四旅團副官、墺洪國公使館附武官獨逸國大使館附武官、陸軍大學校兵學教官、步兵第五十一聯隊長、步兵第三十旅團長、同第一旅團長、參謀本部總務部長、教育總監部本部長、陸軍次官、陸軍大臣、東京戒嚴司令官、東京警備隊司令官、軍事參議官等に歷補す、日清戰役には步兵第五聯隊中隊長として出征し、占領地總督部參謀に轉じ、日露戰役には第二軍參謀、同參謀長、第三師團參謀長として帷幄に參畫し、功を以て勳三等功三級に敍し、旭日中綬章及金鵄勳章を賜はり、日獨戰役には青島攻圍軍參謀長として功あり、勳二等功二級金鵄勳章を授けらる、曩に軍事研究の爲め獨逸に航し、留ること四年に及ぶ、現時朝鮮總督たり。

廣澤金次郎

第四十一議會 貴族院資格審査委員長

當家は藤原秀郷六世の孫經範の後なり、君は參議廣澤兵助の長男にして明治四年七月を以て生れ、同十七年父兵助の功に依り、華族に列し伯爵を授けらる、同二十一年英國に留學し、歸朝後貴族院議員となり、同三十一年內閣總理大臣秘書官に任ぜられ、後再び貴族院議員に擧けられ、尋で特命全權公使に任ぜられ西班牙、葡萄牙兩國駐劄被仰付けらる。

林博太郎

第四十一議會 貴族院懲罰委員長

君は舊山口藩士林友幸の孫にして、同莊三の長男なり、明治七年二月を以つて生れ、同四十年亡祖父友幸の後を繼ぎ襲爵す、先之同三十二年東京帝國大學文科大學哲學科を卒業し、同三十六年教育學研究の爲め歐洲に留學し、同三十七年學習院教授に任じ同三十九年式部官を兼ね、同四十一年東京高等商業學校教授に轉ず、大正八年東京帝國大學教授に任じ同年文學博士の學位を受く、現に互選せられて貴族院議員たり。

佐竹三吾

第四十一議會 政府委員鐵道院理事

君は岐阜縣平民にして明治十三年三月を以て生る同三十八年東京帝國大學法科大學卒業後農商務省囑託を經て同屬に任し、爾後法制局參事官、鐵道局參事、大禮使典儀官、軍需局事務官、同參與、鐵道院理事鐵道省監督局長、南滿洲鐵道株式會社監理官、法制局長官に歷任す、帝國議會に於ける政府委員たること四回に及び、大正十三年貴族院議員に勅任せらる。

(第四十一議會)

貴族院決算委員長

大木遠吉

君は司法卿伯爵大木喬任の第三子として明治四年八月五日生る、三十二年襲爵し、四十一年貴族院議員となる、大正九年原內閣成立するや入つて司法大臣となり、續いて高橋內閣に鐵相となり、其の後野に入り所謂四人組(水野錬太郎鈴木喜三郎山梨半造及び遠吉)の重鎭となり、政本合同に奔走してゐたが心臟病の爲め別府溫泉に靜養し、歸途京都俵屋旅館に於て大正十五年二月十四日逝去した享年五十六

金澤仁作

第四十一議會 衆議院全院委員長

當家は大阪府金澤仁兵衞の支流なり、君は故大年寄大阪西區長金澤卯右衞門の二男にして、平野平兵衞の叔父なり、文久元年十一月を以て生れ、明治十四年家督を相續す、夙に大藏省銀行簿記傳習所に學び第四十二銀行に入りしが同二十二年平野紡績會社々長となり、ついて攝津紡績會社取締役に就任し、傍ら帝國製紙會社々長等に擧げられしが、現時中外海上保險會社取締役にして曩に市會議員、大阪府會議員等に擧げられ又大阪市より推されて衆議院議員に當選すること二回に及ぶ、尙日獨事件の功に依り勳四等に敍せらる。

添田敬一郎

第四十一議會 政府委員 內務省地方局長

君は福井縣士族添田良平の長男にして、明治四年八月を以て生れ、同三十七年十一月家督を相續す、同三十一年東京帝國大學法科を卒業し、同年文官高等試驗に合格し、兵庫縣參事官、大分、熊本、山梨、滋賀各縣事務官、埼玉、山梨、山形各縣知事等に歷任す、又衆議院議員に當選せしことあり。

山岡萬之助

第四十二議會 政府委員 司法省參事官

君は長野縣小坂鶴治の二男にして、明治九年四月を以て生れ、同十四年先代とよの養子となり、同二十七年家督を相續す、同三十二年日本法律學校を卒業し、同年判檢事辯護士試驗に及第し、司法官試補に任じ、東京、土浦各區裁判所、東京地方裁判所判事を歷補し、同三十八年刑事訴訟法研究の爲獨逸に留學す、歸朝後東京地方、同控訴院各檢事、司法省參事官、司法事務官、司法省監獄局長、司法省行刑局長、司法省刑事局長、內務省警保局長等を歷任す大正八年法學博士の學位を授けらる。

中村啓次郎

第四十二議會 衆議院豫算委員長

君は和歌山縣士族吉川定之進の二男にして、慶應三年十月を以て生れ先代宗兵衞の養子となり、後家督を相續す、明治二十三年中央大學の前身たる英吉利法律學校を卒業し辯護士を業とす、衆議院議員に當選すること數回、舊政友本黨より轉じて現に民政黨に屬し、同黨總務委員たり。

(第四十二議會)

政府委員關東長官

林權助

君は舊會津藩士林權助の長男にして、萬延元年三月を以て生る、同二十年帝國大學法科大學政治科を卒業し、公使館一等書記官、通商局長、特命全權公使に歷任し同四十年功を以て特に華族に列し男爵を授けらる、後特命全權大使に任じ、伊太利に駐在し大正五年特命全權公使を兼任し、支那駐劄仰付らる次で關東廳長官に親任せられ又英國駐劄全權大使となる、昭和四年四月四日式部長官に親任せらる。

秋田清

第四十二議會 衆議院決算委員長

君は德島縣秋田英二の三男にして、明治十四年八月を以て生れ、同三十八年分れて一家を創立す、同三十四年日本大學を卒業し、判檢事登用試驗に合格し判事に任じ後辭して辯護士となり、二六新聞社長として同社を經營す、衆議院議員に當選すること數回、政友會に屬し同黨總務たりしも昭和二年田中內閣成立するや內務政務次官となる。

阿部滂

第四十二議會 政府委員 臺灣總督府事務官

君は長野縣阿部茂の弟にして明治十一年三月を以て生れ、後分家して一家を創立し、同三十七年東京帝國大學政治科を卒業す、臺灣總督府財務局長たりしことあり。

若尾璋八

第四十二議會 衆議院全院委員長

君は山梨縣元代議士廣瀨久政の弟にして明治六年七月を以て生る、同二十九年富豪若尾民造の養子となり、大正六年當代謙之助より分家して一家を創立す、中央大學の前身たる東京法學院の出身にして、養父を扶けて若尾銀行支配人となり、經營宜しきを得たり、後各種の會社に關係し、現時十有餘の銀行會社の重役として名あり、同六年以來甲府市より推されて衆議院議員に當選すること三回、政友會幹事たりしことあり、現時貴族院議員たり。

內田重成

第四十二議會 政府委員海軍主理

君は山口縣士族平井貫藏の二男にして、明治元年一月を以て生れ、同三十五年先代護の養子となり、大正八年家督を相續す、明治三十二年文官高等試驗に合格し、司法官試補となり、檢事、判事及海軍法務官、海軍省法務局長に歷任す、現時貴族院議員たり。

谷林德太郎

第四十二議會 政府委員 陸軍一等主計正

君は東京府谷林榮藏の長男にして、明治三年九月を以て生れ、同二十九年十二月家督を相續す、同三十年陸軍三等軍吏に任じ、陸軍主計監に累進す、次で朝鮮軍司令部經理部長に任ぜらる。

則元由庸

第四十二議會 衆議院懲罰委員長

君は熊本縣則元可貞の弟にして、文久三年二月を以て生れ、明治二十四年分家して一家を創立す、同二十二年法政大學出身にして辯護士を業とし現時選ばれて衆議院議員たり、民政黨に屬す、又曩に長野縣會議長に推さる。

四條隆英

第四十二議會 政府委員 農商務省工務局長

當家は藤原鎌足の曾孫魚名の裔正二位隆季の後にして侯爵四條家の支流なり、養父隆平戊辰の際官軍に屬して勳功あり、君は公爵二條基弘の弟にして、侯爵四條隆愛の養甥、男爵二條正麿の弟なり、明治九年二月を以て生れ、先代隆平の養子となり、同四十年家督を相續し襲爵を仰付らる、同三十七年東京帝國大學法科大學政治科を卒業し、農商務省に入り、書記官、商工局工務課長、工場課長、工務課長等を經て現に商工次官にして貴族院議員たり。

中井勵作　第四十二議會 政府委員 農商務書記官

君は熊本縣中井郡吉の二男にして、明治十二年一月を以て生る、同三十六年東京帝國大學法科大學を卒業し、同年文官高等試驗に合格し、農商務省試補山林局事務官、大林區署長、大臣官房文書課長、會計課長、特許局長、山林局長、農商務次官等に歷任し、現に製鐵所長官たり。

(第四十二議會)
陸軍大臣
田中義一

君は山口縣士族田中信祐の三男にして、文久三年六月を以て生れ、明治二十五年十一月分家して一家を創立す、同十九年陸軍士官學校、同二十五年陸軍大學校を卒業し、同十九年陸軍步兵少尉に任じ、大正十年陸軍大將に陞任す、其間第一師團副官、同參謀、大本營陸軍參謀、滿洲軍參謀、陸軍省軍務局軍事課長、同軍務局長、第二旅團長、參謀次長、陸軍大臣等に歷任し、勳功により特に男爵を授けらる、久しく軍事參議官たりしが、大正十四年依願豫備役となる、尋で立憲政友會總裁に推されしが昭和二年四月大命降下して內閣を組織す。

神鞭常孝　第四十二議會 政府委員 大藏書記官

君は故法制局長官神鞭知常の長男にして明治十六年一月に生れ後家督を相續す、四十年帝國大學法科大學政治科を卒業、翌四十一年文官高等試驗に合格し大藏省に入り爾來主稅局關稅課長、橫濱稅關長等を經て南滿洲鐵道會社に入り現に同會社の理事たり

秦豐助　第四十二議會 政府委員遞信次官

君は東京府秦源祐の長男にして、明治五年八月に生る、二十九年帝國大學法科大學を卒業して內務屬となり三十六年福井縣參事官となり、爾來愛媛、千葉、神奈川、長崎等の參事官及事務官を歷任し、秋田縣知事更に大正三年德島縣知事となり同四年二月官を辭し、同年三月衆議院議員に選ばれ、以後當選する事數回、大正十三年海軍參與官に任ぜられ、十四年商工政務次官となる、又立憲政友會總務委員たりし事あり。

井上幾太郎　第四十二議會 政府委員陸軍少將

君は山口縣井上文藏の弟にして明治五年一月に生る、後分家して一家を創立す、二十六年陸軍士官學校を卒業し、二十七年陸軍工兵少尉に任じ、後陸軍大學校教官、工兵第十八大隊長陸軍省軍務局工兵課長陸軍運輸部本部長、交通兵團司令部附等に歷補し大正九年陸軍中將に累進す、現在陸軍航空本部長、軍事參議官の要職に在り。

蜂須賀正韶　第四十二議會 貴族院請願委員長

當家は六孫王經基の後裔、足利高經の末葉蜂須賀正勝の男家政の後なり、家政、豐臣氏に從ひ後德川氏に附し、阿波淡路にて二十五萬七千石を領す、十二世齊祐を經て先代茂韶に至り明治十七年侯爵を授けらる、而して茂韶は議定職大藏省關稅局長、特命全權公使、樞密顧問官等の要職を歷任せり、君は其の長男、明治四年三月生れ大正七年襲爵せられ、式部官に任じ大正十三年貴族院副議長に選ばれ引續き現在に及ぶ。

太田嘉太郎　第四十二議會 政府委員 大藏書記官

君は山口縣太田信太郎の長男にして、明治十九年四月に生る、明治四十一年東京帝國大學法科大學獨法科を卒業し、大正六年家督を相續す卒業後直ちに官界に入り、大藏書記官、國有財產整理局長兼主計局書記官等を經て、現に大藏省營繕管財局總務部長たり。

濟崟太郎　第四十二議會 衆議院請願委員長

君は靜岡縣の人、明治七年三月生れ、明治三十六年早稻田大學卒業、中央新聞記者となり、次いで當時の尾崎東京市長の祕書となり、內記課に勤務し、臨時治水調查委員を囑託せらる、四十年鄕里靜岡縣より衆議院議員に選ばれ、四十五年再選、爾後每回當選す、大正十年五月二十八日、淸水築港起工式の爲め同地出張中歿す、年五十二才。

關屋龍吉　第四十二議會 政府委員 文部書記官

君は岐阜縣一柳貞吉の弟にして、明治十九年七月を以て生れ、同三十二年九月先代きよの養子となり同四十五年一月家督を相續す、同四十四年東京帝國大學法科大學政治科を卒業し、文官高等試驗に合格し、爾來文部屬、文部省督學官兼文部省參事官、文部大臣祕書官、同省圖書官、同省督學官文部書記官同祕書課長、同省普通學務局長等に歷任す。

杉精三　第四十二議會 政府委員 遞信省經理局長

君は山口縣藏田恂一の長男にして、明治四年八月を以て生れ、外戚杉氏を冐す、同三十年東京帝國大學法科大學を卒業し、文官高等試驗に合格して通信事務官となり、青森、高松、廣島、京都各郵便局長名古屋遞信管理局長、航路標識管理所長、西部遞信局長兼大阪地方海員審判所長、遞信省經理局長等に歷任せり。

笠井信一　第四十二議會 政府委員 北海道廳長官

君は靜岡縣笠井勘三郎の三男にして、元治元年六月を以て生れ、明治二十六年分家して一家を創立す同二十五年東京帝國大學法科大學を卒業し、山形縣參事官に任じ、爾後岩手縣警察部長、高知縣書記官臺灣總督府事務官、臺南、岐阜、新潟各縣書記官、新潟、熊本各縣內務部長、岩手、靜岡、岡山各縣知事、北海道廳長官等に歷任し、曩に貴族院議員に勅選せらる。

(第四十二議會)
政府委員外務省通商局長
田中都吉

君は京都府田中甚三郎の弟にして、明治十年一月を以て生れ、大正三年分家して一家を創立す、明治三十一年東京高等商業學校專攻部領事科を卒業、同年十月外交官領事試驗に合格し、領事官補となり、布哇、紐育に在勤し、領事に進み、新嘉坡、香港、シヤトルに駐剳す、同四十三年四月外務書記官となり、外務省通商局第二第三各課長、大使館參事官、臨時外務省通商局長、外務省情報部長、外務次官、臨時平和條約事務局長等に歷任す、一時野に下りジヤパンタイムス社長たりしが、大正十四年日露の協商成るや、特命全權大使としてソヴイエット聯邦駐剳を命ぜられ現在に至る。

大塚健治　第四十二議會 政府委員臨時 米穀管理部事務官

君は新潟縣士族大塚專吉の長男にして、明治十八年一月を以て生る、同四十三年東京帝國大學法科大學政治科を卒業し、農商務屬となり、大正二年山林事務官補、同五年製鐵所參事、同七年支那に出張を命ぜられ、同十二年大阪鑛務署長に任ぜらる、現時特許局審判部長たり、又曩に商工書記官、商務局取引局長たりしことあり。

池田宏　第四十二議會 政府委員 內務書記官

君は靜岡縣士族池田忠一の長男にして、明治十四年七月を以て生る、同三十八年京都帝國大學法科大學を卒業し、內務屬、奈良縣第二部長、神奈川縣事務官、三重縣警察部長、土木局書記官、內務省參事官、內務監察官、東京市助役、社會局長官、京都府知事等に歷任し、現時神奈川縣知事たり。

中川正左　第四十二議會 政府委員 鐵道院理事

君は奈良縣中川行保の二男にして、明治十四年十月を以て生れ、分家して一家を創立す、同三十八年七月東京帝國大學法科大學法律學科を卒業し、直に遞信省鐵道局に入り臨時鐵道國有準備局書記官兼遞信書記官、鐵道院參事、中部鐵道管理局運輸課長、鐵道次官に歷任せり、曩に鐵道事業研究の爲め歐米各國に留學し、歸朝後は東京帝國大學經濟部講師として鐵道論の講義を擔當す、尙退官後は東京地下鐵道會社の副社長に就任す。

菊地武芳　第四十二議會 政府委員 臺灣總督府事務官

君は和歌山縣山本幸次郎の二男にして、明治十六年二月を以て生れ、同三十九年八月南紀菊池溪琴翁

曾孫こう子の入夫となり家督を相續す、同四十四年東京帝國大學法科大學を卒業し、文官高等試驗に合格し、臺灣總督府財務局會計課長、同主計課長、鐵道省參事、名古屋鐵道局經理課長等に歴任す。

田中政明　第四十二議會 政府委員 陸軍主計總監

君は靜岡縣士族田中定次郎の長男にして、文久三年十二月を以て生る、明治十八年陸軍步兵少尉に任じ、同二十七年陸軍監督補に轉じ、大正七年主計總監に陞る、其間陸軍經理學校、陸軍大學校各教官、第三第十四各師團經理部長、朝鮮駐劄軍第一師團各經理部長陸軍省經理局長に歴補す。

（第四十二議會）
貴族院豫算委員長
前田利定

當家は菅原道眞の裔前田利孝の後たり、利孝德川氏に仕へ、七日市一萬石に封ぜらる、九世を經て利昭に至り、華族に列し子爵を授けらる、君は利昭の長男にして、明治七年十二月を以て生れ、同二十九年家督を相續す、同三十五年東京帝國大學法科大學を卒業し、同三十七年以來貴族院議員に當選すること數回、鐵道會議員、臨時財政經濟調査委員會委員等に任ぜられ、又中央生命保險會社長、明治商業銀行取締役等に就任し、實業界に飛躍す、加藤友三郎内閣に遞信大臣、清浦内閣に農商務大臣に親任せらる現時貴族院議員たり。

石黑忠篤　第四十二議會 政府委員 農商務書記官

君は子爵石黑忠悳の長男にして明治十七年一月を以て生る、同十一年東京帝國大學法科大學獨法科を卒業し、同年文官高等試驗に合格す、同四十三年農商務省に入り、農務局事務官に任じ、大正二年山林事務官兼農商務書記官となり、爾來農務局事務官兼農商務書記官、農商務參事官等を經て、同八年專任農商務書記官となり、次で農林書記官に任じ、農務局小作課長、農林省農務局長たりしが現時農林省蠶絲局長たり。

池田寅二郎　第四十二議會 政府委員 司法省參事官

君は佐賀縣士族池田專助の二男にして明治十二年一月を以て生る、同三十六年東京帝國大學法科大學英法科を出で、司法官試補を拜命し、同三十八年四月判事に任じ、東京地方裁判所判事に補せられ爾來同地方裁判所部長、司法省參事官兼檢事を經て大正二年歐米各國に出張を命ぜられ、歸朝後司法省參事官、檢事を歴任す、同七年法學博士の學位を受け、同年大審院檢事に補せらる、同十年司法省民事局長に任ぜられ現に其職に在り。

川村鐵太郎　第四十二議會 貴族院 資格審査委員長

當家は先代川村純義より家名を揚く、純義は舊鹿兒島藩士にして、夙に國事に奔走して功あり、明治二年兵部大丞に、同三年兵學頭に、同八年海軍中將に、同十一年參議兼海軍卿に任じ、同十七年特旨を以て華族に列し、伯爵を授けらる、君は、その長男にして、明治二年五月を以て生れ、同三十七年家督を相續し襲爵仰付けらる、夙に慶應義塾に學び、後英國に遊學してケンブリッヂ大學に入り之を卒業す、曩に東洋火災、海上保險、東海生命保險、京濱運河各會社の重役に推さる、又貴族院議員に當選すること數次。

大日本帝國議會誌第十一卷 終

昭和四年五月十二日印刷
昭和四年五月二十七日發行

大日本帝國議會誌第十一卷

三省堂蒲田製本

編纂兼發行者　大日本帝國議會誌刊行會

右代表者　鳥居政幸

靜岡市下石町二丁目三十六番地
印刷者　佐野兵輔

靜岡市下石町二丁目三十六番地
印刷所　帝國議會誌刊行會印刷所
電話一六〇二番

靜岡市北安東百六十五番地
發行所　大日本帝國議會誌刊行會
電話一三一九番
振替東京五一七三五番

總申込所
發賣所
東京市麹町區大手町一丁目一番地
三省堂
電話丸ノ內(23)三二七一番【代表番號】
振替東京三一五五五番